明治三十五年四月

訂正
増補

日本社會事彙

合名會社
經濟雜誌社出版

AG 35.2 .N53x v.2

日本社會事彙 下巻

經濟雜誌社編纂

サ之部

サアヤ 紗綾は、織物の名にして。種々の摸様をあやに浮き織りしたるものなり、この紗綾織は衣服のみならす。其他に適用する所亦多しとす。さやといふは。さあやの畧なり。工藝志料に、元文三年京師の織工（織工は彌兵衞。吉兵衞の兩人なり）、上野の桐生に來て。好絹を製するの法を傳ふ。時人これを紗綾絹といふ。爾後桐生の織工絹を製するを廢し。悉く皆紗綾絹を製す。是より後桐生の織業歳月に盛なりといへり。

サイキヤウ 西京。（キヤウトを見よ）

サイギヤウキ 西行忌。毎年二月十五日を以て執行す。好事の人西行法師の風藻を追慕し、此の日雅會を催して弔意を表するもあり。歳時記栞草に云く。西行法師は左金吾藤原康清の次男俗名は儀清。鳥羽院の上北面。德大寺家の被管たり。弓馬歌道の達人也、保延三年薙髮して大寶坊圓位と號す（隱逸傳）。西行曰く。和歌は禪定の修行也。吾れ和歌によつて佛法をえたりと。常に佛涅槃の日。花の下に於て死ん事を願ふ歌に「ねがはくは花のもとにて春死ん。そのきさらぎの望月のころ」。果して建久九年二月十五日卒す云々。

サイグウ 齋宮は。崇神天皇、皇女豐鋤入姬命をして。伊勢齋宮となしたまひしより。御代々皇女たちをして。大神へ仕へ參らせらる。其次第は。延喜齋宮式。並に類聚國史。江家次第等に詳なり。今伊勢參宮名所圖會にいふ處を節取し。其要をかゝぐ。【齋宮舊蹟】（即齋宮村也。里人之を野々宮といふは誤り也）。今齋宮の森。又齋王の宮とて。二ヶ所に分てども。齋宮齋王は別儀にあらず（齋宮は齋王の坐す宮の事にて、齋王は內親王の齋王に立せ給ふを云）、故に是を按するに。延喜式齋宮寮に。大社十七座。齋宮の內に有といへり、其十七座の內。地主の神一座などをや殘しけるか、一方の森の小社は。兩長官より制札を立て、傍に小き畫馬舍あり。是れ舊跡にて築地の正中たるへし。又是を齋宮。又竹の宮共いひて。一郡を多氣の郡と云（親王を竹の宮。竹の園生ともいへば。竹の宮竹の都とは云ふなるべし）。古池あり（これは木の葉の池といふ跡なり）。太古には齋宮と機殿と相ならびて神路山に有り。名寄「常磐なる竹の都の石なれば。うれしき節を數へてぞとる。俊賴」、夫木「竹の宮まがきにうへて千代までも。祝ひ初けんこの君ぞこれ。俊成」【齋宮濫觴】垂仁天皇二十六年の比。倭姬命に初る、其齋宮は。度會郡宇治の郷。五十鈴川上の大宮の際也。景行天皇二十年庚寅。倭姬命年既に老耄て。つかへまつる事成がたしとて。景行天皇第五の御女五百野皇女（久須姬命）。同年の春二月。皇大神へ參らる。是齋宮群行の始なり。同三月に宇治の齋宮より。多氣の郷へ宮をうつされて。方域四町に宮舍を造營し。竹の宮と稱し、代々の齋內親王爰に坐す。其星霜凡百三十四年を經て、淳和天皇天長元年甲辰秋九月。竹の宮より皇大神への行程遠しとて。度會郡湯田郷宇羽西（今の小俣なり）の離宮院へ遷されて。後十六年を經て、仁明天皇の承和六年に、宮舍一百餘宇一時に燒亡す。よつて再び多氣郡竹の宮にうつし奉る。其後又四百八十餘年を經て。後宇多天皇の御女奘子內親王迄。七十五人までは。齋王怠り給はず。其のち後醍醐天皇の皇女。祥子內親王。齋宮に立給ふといへども元弘の兵亂故。參行はなくして。前の齋宮と稱し。南朝に長慶門院とぞ申給ひける。是より伊勢齋宮の斷絕とはなれり。【定二齋宮一事】延喜式曰。凡天皇位に即き給へば。先齋王を定む。乃ち內親王の未嫁せざる者をトひ。其家の四面內外の門に。木綿賢木を立る。其後日を撰で。大宮の大祓を成し。其後又禁中の便所をトひきはめて。初の齋院として。明年の七月迄、これに入給ふ。又宮外の淨き所をトひ。八月上旬吉日をトして。加茂川に臨て祓して。常の御殿にかへて、新に清淨の地をゑらひ、黑木の鳥居。小柴垣などいへる野々宮に入給ふ。是物いみの質素を守り給ふと云心にて。野々宮といふなり。さて明年八月迄。物いみに籠りて。九月上旬に。又かつら川に臨で祓して。伊勢齋宮に入らせ給ふ也。【齋宮忌詞】佛を中子といひ。經を染紙、塔をあらゝぎ。寺を瓦葺。僧を髮長。尼を女髮長。齋を片膳。これを內の七言といふ。死をなをる、病をやすみ。哭を鹽垂。血を阿世。打を撫。宍をくさびら。墓を壤。これ

を外の七言といふ。又堂を香燃。優婆塞を角筈と云。」齋宮とは。昔天子御即位毎に卜定の式有て。それにかなひ給ひし、皇女を皇大神の御杖の代として。爰にうつし居らしめ給ふ。宮殿なれば。宮舍の數多く嚴重に備りたり。されば皇女都を出させ給ふ時。公卿女官達樂をあげて。瀨田の橋まで送り奉る。其行裝美々敷によつて。

【齋宮群行】とは申せし也。事實は江家次第に委し。」又皇女内裏を出させ給ふ時。天子自ら櫛を取て。内親王の額にさゝせ給ひ。都の方へ赴き給ふなと勅定有り。是を別れの櫛と云。」齋宮群行の巡路は。奈良の京よりの例にまかす也。其巡路は小倭。河口關。波多宮古。月本一志(曾原なり)。飯高驛(今石津)。多氏利。淸水。坂本。齋宮。小倭。山田。宇治等を總るなり。齋宮歸京の次第は。出御ありて。多氣川の御祓ありて。一志の頓宮に着。二日は川口の頓宮に着給ふ。三日は伊賀の堺屋に至り。堺の政あり。御浴を奉る。御服は辛櫃に入て。谷に棄。御衣は忌部に賜ふ。此所にて御衣を新に着給ひ。新輿に召され。阿保の頓宮に着給ふ。四日名張橫川に祓ありて。大和都藝の頓宮に着たまふ。五日和爾川に禊ありて。大安寺邊ならびに奈良坂を過て。山城相樂頓宮に着(木津川の南にあり)。河内茨田。眞手の御宿所に着き。七日は難波。三津濱。安曇口。三所の祓あり。大江岸の御厨儲所に歸り給ふ。此時三津寺(天王寺也)。諷誦あり。八日又眞手の御宿所に着。九日河陽宮(今の山崎なり)に至り。十日京に入給ふ。」禊祓の具は。五色の絹(各二尺)。安藝木綿(各三兩)。木綿(大四兩)。麻(大一斤)。鍬(四口)。鐵人像(二枚)。布。酒。鰒。堅魚。海藻。腊。鹽。水戶。杯。瓮。柏。匏。黃蘗。食薦。螢籠。短帖等也(近ごろ五十鈴川の下に鐵人像壺に入たるをほり出したるといふはこれらの具なるべし)(以上名所圖會)」。又代々齋宮に立給へる皇女たちは。

豐鋤入姫命(崇神皇女)
倭　姫　命(垂仁皇女)
久須　姫　命(又號五百野皇女景行皇女)
伊和志眞内親王(仲哀皇女)
白髮内親王(號稚足姫雄略皇女)
小角豆内親王(繼體皇女)
磐隈内親王(欽明三の皇女)
宮子齋宮(伊勢大神主小事女)
菟道磯津具内親王(敏達三の皇女)
酸香手媛内親王(用明四の皇女)
大來内親王(天武皇女)
多紀子内親王(天武八皇女)
阿閉内親王(天武皇女)
當耆内親王(文武皇女)
泉　内親王(天智皇女)
田形内親王(文武皇女)
多紀内親王(文武皇女)
久勢内親王(元正皇女)

井上内親王(聖武二の皇女)
縣　内親王(聖武皇女)
小宅内親王(聖武皇女)
安倍内親王(大炊皇女)
酒人内親王(光仁六の皇女)
御還内親王(光仁皇女)
朝原内親王(桓武十九の皇女)
布勢内親王(桓武二十二の皇女)
大原内親王(桓武皇女)
仁子内親王(嵯峨九の皇女)
氏子内親王(淳和三の皇女)
宜子内親王(仲野親王女)
亮子内親王(仁明十三の皇女)
松子内親王(文德十二の皇女)
怡子内親王(文德七の皇女)
識子内親王(淸和九の皇女)
楊子内親王(文德九の皇女)
繁子内親王(光孝皇女)
元子内親王(本康親王女)
柔子内親王(宇多八の皇女)
雅子内親王(醍醐二十六の皇女號六條齋宮)
徽子内親王(重明親王一女)
齊子内親王(醍醐三十一の皇女)
英子内親王(醍醐三十二の皇女)
旅子内親王(元名悅子重明親王二女)
樂子内親王(村上十四の皇女)
輔子内親王(村上十五の皇女)
隆子内親王(章明親王二女)
規子内親王(村上十二の皇女)
濟子内親王(章明親王女)
恭子内親王(爲明親王女)
當子内親王(三條院六の皇女)
嫥子内親王(具平親王嫡女)
良子内親王(後朱雀三の皇女)
嘉子内親王(小一條法皇皇女)
敬子内親王(敦平親王女)
俊子内親王(後三條六の皇女號樋口齋院)
淳子内親王(敦賢親王女)
媞子内親王(白川六の皇女號郁芳門院)
善子内親王(白川七の皇女號六角齋院)
侚子内親王(白川十の皇女)
守子内親王(輔仁親王二女)
姸子内親王(鳥羽十一の皇女號吉田齋宮)
喜子内親王(堀川四の皇女)
亮子内親王(後白川十一の皇女)
好子内親王(後白川十二の皇女號高倉齋宮)
休子内親王(後白川十三の皇女自野々宮下座)
惇子内親王(後白川十四の皇女)
範子内親王(高倉五の皇女)
潔子内親王(高倉七の皇女)
肅子内親王(後鳥羽十二の皇女號高辻)
凞子内親王(後鳥羽十三の皇女)

サイク

利子内親王（高倉四の皇女號式乾門院）
昱子内親王（後堀川四の皇女）
曦子内親王（土御門九の皇女號宣華門院）
愷子内親王（後嵯峨法皇十五の皇女）
弉子内親王（後宇多法皇六の皇女號達智門院自野々宮下座）

右のごとくにて。此の後ちは前にいへる通り。後醍醐天皇の御時より絶えたるなり。

【齋宮寮】蒲生秀實の職官志に云く。「自下垂仁帝命二倭姫一奉二神器一。廟中於伊勢國上。而齋宮已建。然齋宮司准レ寮。屬官准二長上一。即見二於大寶元年八月一。凡官司云レ准レ某者類レ是。非レ所二常置一。職員令是以不レ載也。養老二年八月。齋宮寮公文始用レ印。神龜四年八月。補二齋宮寮官人一百二十員一。據三其多二官員一。不三獨有二寮。似二其所管亦置一。依二官位令集解一。神龜五年七月。定二寮及諸司官位一。然觀三遞補官員之多且尋定二官位一。則臨時所レ置。從可レ知矣。其諸司主神也。有二中臣。忌部。宮主一隷焉。舍人也。藏人也。膳部也。炊部也。酒部也。水部也。殿部也。掃部也。釆部也。藥師也。至二天平十年八月一。書置二齋宮寮一。既廢復置也。齋宮式釆部作二女部一。又有二門部馬部一。通レ前所レ置凡十三司。在仁壽二年五月。書省二伊勢齋宮西諸司一。蓋謂三諸司皆在二齋宮之西一。至二貞觀十二年十二月一。始給齋宮寮及其所レ管諸司鑰符是亦省復置。故延喜有二十三司一云レ爾。」管司十三。曰【主神】長官一人從七位下。中臣一人從七位下。忌部一人從八位下。宮主一人從八位下。百官署之叙。舍人司爲レ首。有二長官。主典一次則藏部也。膳部也。炊部也。酒部也。水部也。采部也。殿部也。門部也。馬部也。主神也。竝注云。同レ上。曰【舍人】長官一人從六位下。主典一人大初位下。曰【藏部】長官一人從六位下。主典一人大初位下。曰【膳部】長官一人從六位下。判官一人正八位下。主典一人大初位下。曰【炊部】長官一人從七位下。職官部大同三年八月。勅齋宮寮之炊部司。元長官一人。今置二長官主典一。宜レ准二舍人藏部等司官位一。曰【酒部】長官一人從七位下。曰【水部】長官一人從七位下。曰【殿部】長官一人從七位下。曰【掃部】長官一人從七位下。百官署無レ之。曰【采部】長官一人從八位下。曰【藥師】長官一人從八位下。曰【門部】曰【馬部】竝有二長官。判官。主典一各一人。件諸司皆令外之官且於二職原鈔一亦無レ載レ之。故聊錄二於此一。【齋宮頭】一人從五位下。助二人正六位下（職原鈔權一人）。大允二人（集解闕）。少允二人從七位下。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下。史生（式部式五人。注云。權一人）。使部（式部式十人）。承和十三年六月。勅齋宮寮頭助檢二按大神宮及多氣度會兩郡雜務一。立以爲二恒例一。元慶五年二月。制二伊勢正税一萬束一。付二大神宮司一。每年出擧以二其息利一。修二理齋宮雜舍一。職官部輙抄二其事於寮下一。則寮當二與知一焉也。大日本史職官志の記す所大差なきを以て略す。

【齋院司】蒲生秀實の職官志に云く。女后名字記。嵯峨帝與二平城太上皇一有レ隙。欲下祈二於賀茂之神一而慰上レ之。弘仁元年。卜二定其女有智子内親王一爲二齋院一。院司者職官部云。弘仁九年五月置自二宮主及長官一。至二主典官員一然也。長官至二主典一官位。依二官位令集解一。【齋院宮主】一人百官署。次在二主典下一職原鈔無レ之。長官一人從五位下。次官一人從六位下。判官一人從七位上。主典一人從八位下。史生。職官部弘仁九年七月。置二三員一（式部式三人）。使部（式部式十人）」とあり。大日本史職官志に云く。弘仁十四年廢。淳和帝天長元年復置（撰集祕記頭注）。仁明帝承和五年。補二舍人四人一。八年司言。神事尤忌二穢惡一。舍人遭レ喪。不レ得二出仕一。使用乏レ人。而式部以レ無二先例一。不レ聽二補替一。請不レ待レ至レ考。隨レ闕即補。許レ之（類聚三代格）。後世置二別當一。位在二長官之上一矣（朝野群載。左經記）とあり。

【齋王卜定事】江家次第云。上卿參議着陣。藏人奉レ仰問二諸司具不於上卿一（實資大臣問二具不於辨一後申レ之）。藏人仰下可レ令レ勘二申卜一定伊勢齋王一日時上由中。上卿仰レ辨令二勘申一。入二外記筥一。令二藏人奏一（上卿乍レ居レ陣令レ奏）。返給之後。上卿下レ辨。次。藏人奉レ仰。仰二上卿一曰。其内親王（若某女王）。可レ爲二伊勢齋王一哉由。令レ卜申。與用二未レ嫁人一若無二内親王一。依二世次一簡二女王一。上卿仰レ辨。令レ敷二座於軒廊一（東第三間以西）。掃部寮鋪レ座。主殿寮設レ火。主水司設レ水。大膳奉レ坏」。次。仰二外記一。令レ召二神祇官一。（實資大臣書二親王名一。書了後。返二給硯筥一。後召二神祇官一）官率二寮下一。參レ自二日華門一。着二軒廊座一（卜部直氏卜レ之。中臣氏相具。六位依二姓次一着座）。上卿仰二外記一令レ進二硯紙等一。

【齋院御禊點地】齋院齋王卜定之後。將レ入二初齋院一。先臨レ川祓禊。初齋院卜二定宮城内便所一。齋王於二初齋院一三年齋畢。其後四月始將レ參二神社一。擇二吉日一臨レ流祓禊訖。遷二野宮一（紫野也）。酉日。賀茂祭。齋王參二上下神社一。行レ祭。御禊中午日。點地中卯日。官史率二官掌史生等一向二川原一。催二大藏。主殿。掃部等一。立レ幄曳レ幔敷レ座。山城拒捍使檢非違使。着レ冠參候。陰陽寮頭助允屬。木工寮官人等參會。辨竝本院司等着座。陰陽寮點二禊地一。從二内裏竝齋王御所一。無二其忌一方御在所幔際。木工寮四面曳レ繩。四角立レ標。山城可二祇候一。辨立レ座。被二仰下一畢。拒捍使令八日後令レ催二掃除守護一。莫レ置二汚穢物一。山城國夫掃除。辨以下參二本院一（着客殿）（又は辨不參本院）木工山城不參。

本院置二紙筆於折櫃一。持來。作二勘文一枚一（付本院）。一枚（奉辨）。祿。史白大褂一領。陰陽助白大褂一領。允屬史生官掌匹絹。使部十八疋布。寮直丁疋布。可レ點二齋院御禊地日時一。行事所勘レ之渡二本院一。不レ覽二上卿一。彼日。本院設レ饗。北極並四大路。町（各四十丈）壬生（十丈）。大宮（十二丈）。二洞院（各十丈）。京極（十丈）。小路十二（各四丈。加二堀河東西邊各二丈一）町十六（各四十丈）。件勘文。辨申レ上。上令二辨奏一レ之（殿上辨）。地下辨付二藏人一奏レ之。淸涼抄。別當辨付二藏人一奏レ之云々　但地下辨歟

サイケムキ　細見記。（シャウギを見よ）

サイザウ　才藏。（マムザイを見よ）

ザイサムモツシユ　財産沒收。（ケッショを見よ）

サイシユツ　歲出は。國家の費用を云ふなり。上古の歲出は帝室の費用と分別し得ざるは勿論にして。皆實物を以て租調徭を徵する習慣なれば。入用の都度之を徵したるなり。皇室又は官吏の食料は。其の領地の田園。山林。海川ありて。之に住する人民は其の收穫の中を貢獻せしのみならず。國造などの領地よりも米。干魚などの貯蓄し得る品は調として朝廷に貢獻したり。皇室の衣服の料となるべき布帛は現品にて貢獻するものと。絲にて貢獻するものとありて。絲にて收入せる者は服部に命じて織り染めなどせしめ（後世は大藏省に織部司。縫部司あり。宮內省に內染司あり）。之れを官吏の季祿。節會の給祿としても又は祭祀の料にも用ひ。又土木を起すには領地より木石を採りて。徭役に當れる人民を以て之を建てしめたり。皇室も官吏も土着の酋長即ち國造も。皆其の領地を有し。部曲の民を有して其の地の收入を收得し。其の民の力役を使用し得たり。大化維新に封建の制廢せられ。天下の土地は一旦朝廷へ沒收せられしと雖も。官吏には食封。職分口。位田。功田等の地を賜ひ。又年給。帳內。資人。事力等の隨身奴婢を賜ひ。又位祿。季祿。節祿。馬料。公廨料。厨料。要劇料。月粮等の物品を賜ふの法にて。其の土地より收入する所得は隨意に處分せしめたり。故に諸司田即ち官衙の費用を支辨する田は其の地方にあり。社寺の領地も亦近傍にあり。學校には學田あり。悲田院には賑恤田あり。驛傳には驛田あり。皆その最寄々々に其の費用を支辨すべき領地を給して中央政府より一々費用を給することなし。但し國家の祭祀すべき神社佛閣の祭禮に供する費用即ち布。紙。疋。油等は朝廷より一々實物を以て下附せられ。其の建築費の如きも。木材等は其の領地より採らしめたるべけれど。鐵。漆。鍬。銅。瓦。疋などは實物にて給せられ。技師。工人等も朝廷より差回されたり。左れば上古の歲入は年々の歲出を計りて。之に支拂ひて餘りある程を。全國に課して實物を徵收し。以て經常費に充て。其の殘餘は大藏に之を儲蓄して臨時費に供したるなり。今世は人民の上納する租稅は中央政府の手に入りて。政府は更に之を種々の方面に分配使用する故。某の上納せし品は何れの用途に供せられしなど云ふ事固より知らるべき筈なく。僅に地方稅に於てのみ。上納者は其の用途を知り得るの組織なれど。古の調庸は個々用途を指定して民に課するの法にて。延喜式の主計帳を見れば。例へば何々の祭の幣の料。月別に何々國の布何端など。記されたるを見る。即ち古の財政は歲入品目を見れば。即ち歲出の品目を知り得べく。歲出を知り得れば。乃ち歲入を知り得べきの組織なるが。當時の事其の歲入を知ること難きが爲め。歲出の知り得ざるもの多し。但德川氏の頃行はれたる調庸の方法は。必ず古來の習慣を因襲したる者なるべければ。之に依て古を推せば。稍々推知し得べきものあり。德川氏の時。江戶の五大橋の建築は江戶吳服商五十軒にて負擔したると。今の營業稅の如き意味なるべく。其の代り吳服商業は五十軒の專賣として。以上の增株を許さず。又材木町は柳營の新築營繕に材木を無代供給し。桶町は桶を。疊町は疊を。竹町は竹を。青物町は青物を將軍所の御臺所に無代供給したるが如き。又佃島の漁民が魚類を無代獻納し。彈左衛門部下の穢多が太鼓の皮を獻納し。囚獄の用務。獸畜の死屍を掃除する等の事を司り。京橋の太刀伊勢屋が晒物の刑に用ふる。紙幟の紙を獻じたるが如き。上古部曲の制に似たる點も殘れり。上古の部曲は調を貢する代りに。徭の賦課を免かれたるが。德川氏の右等町人も租稅を免せられ。又は何かの特權を受けたるなり。德川氏の時。神社佛閣に御朱印地あり。一株の松樹にして。其の培養費として御朱印地を有するもの亦之あり。驛路水路に賦役ある代りに。地租を免じたる等。大に古來の姿を存せるなり。以上の如く凡て實物にて收納し。又實物にて支出する方法なれば。皇室の費用に非る純粹の國家の費用にても。馬。刀。鎧。楯。弓。矢。笠の如きも。王朝の頃は實物にて收入し。又は材料を收入して。工人を徵發して之を製造したり。當時臨時の褒賞などに外臣又は官吏に賜はる品は。布。鍬。鐵。綿。絹絁等にして。貨幣は政府自ら之を鑄たりと雖も。節會祝日等の節。官吏に祿として下賜する等の用に供し。政府が之を以て物を買上げたる事は無かりしなるべし。後醍醐帝の時。歲出大に增加し。紙幣を發布したるが。大に財政を紊すに止り。正貨の用は漸く人民に認められ。而も其流通額不足なりしかば。足利氏の時には屢々明朝に使して錢を輸入したるとあり。是より先。布帛を以て物を賣買

するとは全く廢し。租税も亦貨幣を以て納めしめたれば。實物を以て納税することさは殆ど無く。政府は貨幣を以て支出に供したるなるべし。 徳川氏に至て。再び世は封建となり。幕府は各地方の政事は諸侯に囑し。都會は自治制として。 共に獨立經濟となし。天領のみの收入を以て中央政府の機關を動かしたるが。官吏は平生領地と祿米を給しある諸侯。旗下。御家人の類をして。義務的に勤務せしめ。役料さして足し高を與ふる者あれども。固より大なる額には至らず。彼等が功勞ある時には。馬。時服。刀。金銀。綿。絹等を賜はることあり。重なる支出は幕府の臺所の費用なりき。驛傳の費用は王朝の時の如く人夫を課役せざりしかど。其賃錢は馬一匹。 人夫一人若干文と低廉なる額を定めて。公用に應ぜしめ(驛地の地租は除免したり)。兵役は諸侯に賦課して。事あるの日は其の領地の高に應じ。人馬。銃弓の數を定めて供給せしめ。神社寺院は朱印地を與へて。自ら經濟を立てしめ。 海軍の常備は之を設けず。中央政府の政費は極めて僅少なる者なりしなり。

【明治以後】明治六年迄は官吏の祿等皆米を以て給せしが。同年以降。租税は金納さなり。全國の收入を悉く中央政府に集め。皇室の經費も國家の經費も其內より更に支出する者なれは。其の額極めて大に。其の徵收費も從て封建の時より大なり。 是より先。明治二年十二月。士族卒の家祿三十石以下の者を減祿し。 華士族以下の永世祿を廢して。公債證書に引直し。兵士の世襲制度を廢し。 同五年より徵兵の制を立てしかば。熟練なる精兵を得る代りに。其の費用は甚だ大なり。 今に於て最も費用の多きは。官吏の俸給さ。海陸軍の費用にして。教育警察の如きは。一部國庫より補助すさいへども。 大體は地方税より之れを支辨す。 物價は騰貴して政費はますます多きを加ふるにより。人民は地方税の負擔に重きを感ずるにも拘はらず。政府は國税の税源を求め。種々の新税を設くるに至れるなり。猶は財政の條下を見るべし。

サイシヨウカウ　最勝講は。禁裡に於て。最勝王經を講するをいふ。 最勝會も同經の法會なり。公事根源に云。まづかねて日次をさためらる。 四箇の大寺の(東大寺。興福。延曆。園城)僧の中に。 稽古の聞えあるをえらびてさたむ。證義。講師。聽衆などあり。最勝王經を清涼殿にて講ぜらるゝ也。 其儀式などはしるすに不及。この事一條院御宇寬弘の比よりはじまる。或は長保四年より始まるとも申なり。後朱雀院の御時にや。生身の四天王道場に現せさせ給けるより。 必す四天王の座をしかれ侍也。五日の間の儀式日每におなじ。結願の日行香のろく有べし。」歲時記栞草。また元亨釋書を引て云。 元亨釋書。永延皇帝(一條)。寬弘六年。十九名德を宮中に延て最勝王經を講論すると五日。立て式とす。先代或は行ひ或は止む。今より後例となる云々。【最勝會】を始めて大極殿に於て執行せられしは。 仁明天皇の御宇。承和七年正月乙酉の日なり。和事始に云。仁明天皇の御時。內裏にてさまざま佛事を行ふ事を始め給ひ打つゞき修行ありき。 承和五年に內裏にて灌佛。同七年に佛名懺悔をも始たまふ。 しかるに其利益はなく。 この歲程なく天皇かくれ給ひぬ。是又天意の向背さ。佛事の利害さを知るへし。」また公事根源。 藥師寺最勝會の項に云。天長七年(淳和天皇年號)より。藥師寺にて。 每年七ヶ日最勝王經を講ぜらる。此寺は天武天皇の御願なり。」歲時記栞草には。每年三月七日より十三日に至る七ヶ日の法會也。藥師寺は大和國高市郡にあり。天武九年十一月創す。 持統文武の二帝繼て修繕あり。 壯觀妙絕といふ。 馬琴が野州の藥師寺さ註したるは誤なり云。」同書に最勝寺灌頂の事を記して云。 十二月十五日。名勝志。土人云 最勝寺の舊跡は岡崎村の西二條通りの一町ばかり西にあり。櫻田といふ。六勝寺の其一也。以呂波字類抄。保元三年十二月十五日。最勝寺にて灌頂を始めて行はる。 大僧正覺明を以て。大阿闍梨とす。此寺の櫻を詠ずる歌新古に。「なれなれてみしはなごりの春ぞとも なと白川の花の下陰。雅經」。倘江家次第は。 其次序儀式を詳記せり。 畧す。

ザイセイ　財政は。國家の經濟なり。委しくは租税。課役。兵制。ミツギ等の部に出したれど。此處には其の大綱を說くべし。 上古の財政は。物品交易の世なるを以て。 皆實物を收入して實物を以て支出したり。 即ち租調徭を人民に賦課して。 入用ある每に之を用ひたるなり。 垂仁帝の二十七年屯田屯倉を大倭に置く。景行帝の時。之を諸國に增置したり。 官吏及び國造の如きも。各々其の領地に屯倉を置き。以て其の租を蓄積せり。是より先。神武帝以來。 齋藏を宮內に建てゝ。調貢の品を蓄積せしが。履中帝の時。內藏を齋藏の側に建てゝ。 神物と官物と區別したり。【齋藏の官吏】齋部氏世々其職を司り。神祇の祭祀に供する物。 即ち神地神戶等より納むる租調の類を蓄ふ。後世神祇官に屬するものなり。【內藏の官吏】阿智使主と王仁さ之れに任ぜられし以來。秦氏。漢氏世々之に任ず。主鑰。藏部の二官あり。之を司る。天皇の供御の品を出納す。後世の內藏寮是なり。【大藏の官吏】雄略帝の時。秦酒公を以て大藏の長官とし。秦氏の民九十二部。 一萬八千六百七十人を集めて。養蠶織染の事を司らしむ。官吏に掾。主鑰。藏部あり。 秦漢二氏の中より之を世

襲す。蓋し二氏は韓の歸化種族なれば。筆算の事に長せし故なるべし。而して此の三藏の主長には皇族の人を以て之に任じたり。船長は船の賦を數へ錄し。山部は山守を管して山林の樹木を檢し。田部は田令の命を受けて朝家の屯田を耕し。園人は園圃を知り。海部は漁物を官府に貢し。膳大伴部は膳夫及宍人部。鵜養部の類を管して御饌を調へ。馬飼部。鳥養部。鷹甘部。犬飼部等は官の鳥獸を養飼し。弓削部。矢作部。楯縫部等は武器を製造し。織部。服部。衣縫部は織縫に備はり。木工。石作。鍛部。漆部。土師部の類は各其の職工に供せり。此等の類皆世業なりしが故に。其の職名を氏として裔孫に傳へたり。又地方には屯田に田令。縣主など置きて田園山林を管せしむ。其の初めは畿內にのみありしが。郡縣制度になりて後。遠き國にも御料地を置くにいたれり。當時政府と皇室との財政いまだ劃然相判れざりき。

【大化革新以後の制】封建制度廢せられて。唐制に倣ひ百官を置かれ。地方官は中央政府より交替任命せらるゝ事となり。田制(參看)及び租稅の制度確立し。大寶令を以て定められたる會計法は。頗る整頓したる景狀あり。大藏省は出納の事。諸國の調。金銀貨幣。珠玉銅鐵。骨角齒。羽毛。漆。帳幕。權衡度量。賣買估價。諸方の貢獻雜物の事を司り。民部省は賦役。租稅。戶口。家人奴婢。橋道津濟。水利田園の事を司り。宮內省は別に皇室の會計用度を司る。地方官には左右京職。太宰府。諸國郡司等ありて。其の管內の財政を管理せり。而して民部省は諸國の租調を豫算決算し。地方官の處置を監査し。又大藏省と宮內省とに納むべきものを區別して。之を納付する。重に收入の方を司る官衙にして。大藏省は民部省より納むる物品を保管し。諸司官員の祿俸及び政府の入用に應じ。之を交付する。重に支出を司る官衙なり。而して大藏省の正藏にある物品を出納するには。太政官の少辨。中務。民部。大藏三省の輔各一人。中務省の監物一人。大藏省の主計助一人。同く立會ひて之を檢校するをにして。先づ納入の次第を太政官に申し。其の命に依て納入す。絁絲綿布の類は每國品每に見本を置き。之に照して受入れ。之に違ふ者は勘返す。又地方の出納も。正稅十束以上を支出せんと欲する時は。天皇の內印を請ひ。其以下の支出にも太政官の外印を乞はさる可らず。又物品を保管する官衙即ち圖書。主計。主稅。典鑄。掃部。漆部。縫部。織部。大膳。主殿。大炊等の諸寮司の鑰は每日退廳の節宮內省に持參し。必ず天皇の御側に置き。女官に闡司と云ふものありて之を預るなり。

當時の會計帳簿は大帳。正稅帳。調帳。朝集帳の四種ありて。地方廳より之を京師に進むるなり。【大帳】又計帳とも。大計帳とも云ひ。戶口及び課不課の區別。竝に調庸雜物の豫算を記す。每年六月三十日以前。國司より管內の人民の名。年齡。健康等を記したる調書を徵す。之を手實と云ふ。國司之を取纏め總計し。大帳を作りて。八月三十日以前に之を太政官に送る。其書式は延喜公文式にあり。【正稅帳】又稅帳とも云ふ。其の國の定穀穎。出擧。竝借貸。塡納。勘出。田租穀穎及び例用臨時竝に某年の殘定穀穎正倉等の數を記す。國によりて太政官に進上するの期を異にす是決算帳なり。【調帳】は。調庸雜物の現數を記す。調庸の現物と共に太政官に送る帳簿なり。其の進達期近國は十月。中國は十二月。其の他は遠近により期を異にす。【朝集帳】池溝官舍。器仗。公私船。驛傳馬。神社。僧尼。放生等の事を記す。畿內は十月。七道は十一月。太政官に進む。以上四種の公文は特使を以て進上す。大帳使。稅帳使。貢調使。朝集使。之を四度の使と云ふ。官之を主稅。主計の二寮に勘會せしめ。相違なければ返鈔を與ふ。相違あれば帳を返却す。又國司交替の時は。新國司。前國司より事務引繼を受けて。解由を前國司に與ふ。會計に不都合あれば。解由を與へず。解由を得ざる國司は罰あり。解由を受くれば。太政官に持參して。勘解由使の勘會を受くるなり

【財政の沿革】大寶の班田の制は。各戶の正丁の數によりて。田を給して之を作らしめ。戶口の增減によりて。六年每に之を改給するを以て。財政頗る整理したりしが。太平の極。國司任に怠りて。戶口の調査を緩にし。又公廨を濫費私消するものもあり。三善淸行の封事の如きは。當時の弊を論破したるが。猶其の恢復策を得ず。圓融帝の時に至り。成功を行ふて官を賣り。又一條帝の時。升の容量を增して。米の收入を計りしも。諸國に私田多くなりて。朝廷の收入は甚だ減少せり。殊に平氏隆盛の時。其の田園は天下の半に及び。其の外に源氏等の莊園もあり。朝廷に租稅を納めざる族も多ければ。中央政府及び皇室の收入は頗る缺乏を告るに至れり。源賴朝平氏を仆し。政所を鎌倉に置き。別當執事の下に奉行人を置き。勘定奉行。倉奉行ありて。金穀の出納を司る。是より先。貨幣は普く民間の流通物とならず。政府は大藏の典鑄司に鑄たる貨幣を官吏に賜ふて祿としたるに止り。之が通用を人民に勸めたりと雖も。其の數甚少く。只人民の便とする者稀なりしが。種々なる奬勵法によりて。漸次一般に其の便利を了知するに至りたれば。賴朝始めて之を租稅に徵收したり。此の時國司の外に守護。地頭を置き。軍用費大に增加して。租稅の名目增加し。

サイセ

人民頗る苦めりと雖も、其の收入は幕府の手に入るものにして。朝廷は政務を自らするの財力さへなければ。萬般の政務を幕府に托し、六衞又は國司の官職も名義のみにて其の任に就かざる者多し。恐らくは其の俸祿もなかりしなるべし。唯此の名義のみを得んとする者は、名譽の爲に金を納めて之を買ふのみ、斯くて室町氏の末。群雄諸國に割據し、朝廷へ租調を納めず。自國限りにて種々の稅法を定め。其の經濟を支辨したるが。諸侯中には朝廷の衰頽を歎じて。金穀を獻じて官位を得たる者あり。織田、豐臣。德川の諸氏に至りて。國司は租稅を朝廷に納むる事なく。朝廷は其の御料より收入を得たれども、朝廷の領地は極めて僅少にして。缺乏に苦みしは常の事なり。故に臨時の費用を要するあれば。武家に勅して獻納を勸めたる例多し。而して此間幕府の收入は將軍自身の收入と。政費との區別不分明にして。奢侈なる將軍の世に在ては。其の用度の不足の爲め。諸侯又は平民に御用金を命じたること多し。諸侯の領地內にありては。其の稅法は隨意に定むることを得るを以て。幕府の直轄地と異なり。苛稅を起し、租率を高くし。又臨時平民をして獻金を爲さしめて。苗字帶刀を許し。又御用金を命じて。低利又は無利足借用したるあり。其の經濟の困難なる時には。數年間又は永久藩臣の減祿を行ひ。又は經濟家を聘して國政を改革し。國札を發行なごして。之を調停したり。維新前德川氏の衰ふるに至りては。諸侯中貨幣を贋造して之を使用したる者も亦少からざりき。當時幕府及び諸侯とも官吏及び軍人即ち臣下には土地を以て領知を與へ。又は直轄地より收穫する米穀を以て之を給したり。他の用度に在ては實物を以て運上させしもあれど。多くは其の收穫高に對する金額を以て稅金となし。金銀銅鐵は幕府又は諸侯の事業にして。工夫を雇ひて採掘し、金銀座又は鑛山の最寄なる錢座に於て貨幣を鑄造し、政費又は幕府の內帑として人民より購入する物品の料とし。又は臣下に賜る爲に。是等の貨幣は民間に流布するとなりき。

【明治以後の財政】德川氏大政を返上して。駿遠參の三國を領する一諸侯となり。他の諸侯と共に皆領土を朝廷に返納し。其の家臣も皆朝廷の王臣となりたるが。遽かに郡縣の制度を實施し難きを以て。德川氏が將軍として管轄したる天領の地にのみ、先づ府縣を設け。知事を置き官祿を給して。其の事務を管せしめ。諸侯の領土は當分舊の儘に置きたりしが。三年九月に至りて。藩の財政を規定し。現石高の百分の十を藩知事の家祿とし。殘高即ち百分の九を海陸軍資に充つ。但し其の半は知事自ら藩內の陸軍給養費に使用し。其の半は官に納めて海軍資とし。殘る百分の八十一を藩の公廨諸費士卒の祿に充つることゝせり。四年正月。郵便法を開き。七月藩を廢し。」五年二月。鐵道を開き。十一月。徵兵令を布き。」六年電信を開き。十二月華士族の家祿を奉還せしめ。租調徭の實物を以て納付するものは。唯兵役あるのみなり。他は皆金納となりて、之を出納するに嚴密なる規則を立て。政府の財政は大藏省之を管し。皇室の財政は。國家より支出する所と。御料地及び內帑にて買入れある公債證書及び株券を以て支辨し。其出納は內藏寮之を管し、後には會計檢查院及帝室會計審查局ありて、其の出納の當否を監查するの制を設けたり、是より先き。同六年六月。歲計概算調書を諸官衙へ達し。八年一月、始めて歲計豫算表を公布す。歲入には(一)地租。地券稅。諸雜入、港灣碇泊稅及び諸稅。(二)郵便。證券印紙稅。(三)海關稅及諸稅。(四)賦課各種の收入(酒。蠶種。生絲。煙草。營業稅等なるべし)。(五)鑛山。滊車。電信、(六)琉球藩貢物。(七)官祿稅、(八)宮中用途より兵備へ。(九)奉還祿常用より準備へ繰入高。(十)院省使諸收入。土地木石其他拂下代。支那政府より償入。常用より準備へ繰入高等にして、歲出は(一)內外債支消、(二)營繕堤防。(三)官省(宮內省も)使府縣廳費。(四)舊貨幣分析改鑄費。(五)警視廳及巡查諸費。(六)神社費。(七)公使領事館費。(八)奉還準備へ繰入高。(九)臨時費即ち驛遞勸業に屬する費、國債證書紙幣地券等製造及び紙幣證券交換回米等の費、米國博覽會費。常用より準備へ繰入高。各種の支出。(十)軍艦購入費等なり。明治十一年十一月。始めて明治八年七月より同九年六月までの歲計決算表を發布す。當時の豫算決算は大藏省にて檢查せしなり。明治十四年四月。始めて會計法を定め。會計檢查院を置き。二十二年二月。會計法を改定して議會の協贊を得ることゝ定めたり。會計法設定以後、特別會計に據るべきの規定ある者のみ。其の收入は直ちに其部內の支出に使用し得ることゝし。其の他の收入は種類の何たるを問はず、之を中央政府即ち國庫に收入することゝし。官吏は租稅其他の收入に係る現金、及び支拂に係る現金は。一に其の地の一銀行を指定して國庫金取扱所とし、之をして之を出納せしむる事となれり。會計年度は明治八年を以て。七月より翌年六月までを一年度とし、明治十八年以降。四月より三月までを一年度と定めたり(其の他種々の會計規則は煩を厭ふて之を省く。會計法參看)。明治の初。紙幣濫發の結果。正貨との相場大に逕庭あり。正貨は殆ど市場に見ることを得ず、十七年、兌換制度を建てゝ。其の弊を恢復したるが。政務の擴張により。收入の不足を感じ、海防費の獻金を募り。所得稅。登錄稅を制定しなどして之を支辨したり。然るに二十八

九年に至り。銀貨の下落に因り。物價上騰したりしかば。政府は官業の收入年々增加するに拘はらす。益々歳入の缺乏を感じ。地租。郵便電信料等を增し。相次いで煙草專賣。砂糖税。酒類消費税等を制定して。之を支へたり。斯く租税の目の增加に伴ひ。收税官吏の數は增加に增加を加へ。然らぬだに官吏の增加したる上に。海陸軍の擴張によりて。歳出の額は益々多きを加ふるの有樣なり。猶皇室、貨幣、紙幣。歳入。歳出。徵兵等の部を參看すべし。

サイニフ　歳入 は。政府の年々の收入を云ふ。上古の歳入に三種あり。租調庸是れなり。又税なる文字あり。神祇令の義解に云ふ。謂租税者。竝是田賦。唯新輸曰レ租。經貯曰レ税と。經濟雜誌第千七號以下に山内曙三の說あり。曰く。【私經濟的收入】二種あり。一は【屯田及郷縣よりの收入】なり。書紀一書曰(前略)。于時天照大神喜之曰。是物者則顯蒼生可二食而活之一也。乃以二粟稗麥豆一爲二陸田種子一。以レ稻爲二水田種子一。又因定二天邑君一。即以二其稻種一始殖二于天狹田及長田一。其秋垂穎八握莫莫其快也。天照大神以二天狹田、長田一爲二御田一云々(書紀)。是れ實に我國農業の初め。田邑の初めにして。同時に又所謂御田なるものは。後に云ふ屯田に相當するものなるべく。是を以て屯田の始原とするも誤らざる可し。以二天狹田長田一爲二御田一云々とあるより見れば。是れ蓋天祖御料の御田とせられし事推して知らるべし。然らば屯田とは如何なるものなりや。要するに屯田とは國々所々にある帝室の御料地にして。其稻穀を藏置する米廩を屯倉といふ。是れ御家(ミヤケ)の義なり。後に其稻穀を佃る田地をも屯田と云ひ。之を掌る人を屯田司又は田令。屯倉を掌る人を屯倉首と云ふ。而して屯田は田部と云ふ。部民をして之を佃らしめ。其部民は皆課を免せらる。又钁丁といふものあり。是れ田事の忙しき時。田部の使ふ人民なり。其田部は屯田を佃りて租税を出すにあらず、稻穀は悉く屯倉に納まりて。帝室の用度に供したるものなり。田部は其勞として課役を免じ。又別に收穫の幾分を賜はりたるものなり。古事記傳に。「田部は尋常の如く其田を己の田として佃りて。租税を出すには非ず。公の御田を役て佃るなり。是れ漢國の古へに所謂井田の法とて。公田を耕りしと似たり。されば其御田に出來たる稻は。みながら長家に收さまるなり。かくて田部の佃れる勞の代には。其内を分て賜はるか。或は免さるゝ事などなりしか云々」とあり。是れ正に其當を得たるものなり。然るに後の學者安閑天皇の二年に至り。屯倉を諸國に置き。櫻井田部連等に屯倉の貯米を掌らしめ玉ひし事あるを見て屯田の納米は田部より之を納むるものと考へたり。横山由清氏の如きは「屯田の租税及私有地の所得は中古以來の公田。地子田。公營田等の如し云々」と云へり。余は之に同意を表すること能はず。神祇令の義解に曰く。「謂租税者。竝是田賦、唯新輸曰租。經貯曰税也」とあり。安閑紀に「詔櫻井田部連云々。主二掌屯倉之税一」とある中の税は。唯帝室に納むべき稻穀を。一時屯倉に貯ふるを以て。税と稱したるのみにて。決して之を以て屯田には租税ありしと云ふを得ざるなり。」屯倉の稻穀は斯の如く帝室の財產なりしと雖も。時としては國家の財用に供し。又は凶荒兵亂等の不慮の備に充てられたる事あり。屯倉のこと始て史に見えたるは。垂仁天皇二十七年秋八月なり。次に景行天皇五十七年冬十二月には。諸國に令して田部屯倉を興さしめ玉ひ(書紀參照)。是より其數大に加はり。仲哀天皇二年二月には淡路屯倉を定められたり。其後山林の地を廣く開墾せられたる結果にや。仁德天皇紀の初に次の記事あり。「額田大中彥皇子。將レ掌二倭屯田及屯倉一云々。」之に依りて之を觀れば。屯倉は素と皇室の財產にして。天皇にあらざれば之を享有することを得ざるの制にして。垂仁天皇の御宇に於て已に此法を制定せられしを見るなり、抑々屯倉は垂仁帝の時に始めて興されしも。屯田は先代よりありしものならん。屯田が先代より存在せしと云ふ所以は、天祖以來御田と稱する皇室御料ありしを以てなり。垂仁帝の世屯倉を興されしは、蓋し農業漸次發達し。御田の收穫莫大となりしに歸因せるや必せり。屯倉の性質斯の如し然れとも後には皇子后妃及廷臣にも之を賜ふ樣になれり、次に御縣の事を述べざるへからず。御縣は普通各地に在りし縣と之を區別すること緊要なり。祝詞考に曰く。「御縣は今に官田といふにて。畿內に天皇の供御の物を作る御莊と云ふも是なり」とあり、蓋し天皇の御料にして。供御の料物を作りて奉る御莊園なり、京畿の內に定められて。大和國內に高市。葛城。十市、志賀、山邊、雪布と凡べて六箇所なり。此御縣にも田畠及人民の居處等のありし事は、孝德紀に。「其於二倭國六縣一被レ遣使者。宜下造二戸籍一竝校中田畝上」とあるにて知られたり。御縣を定られし始は詳ならざれども。古くよりありしものゝ如し。祈年祭には御縣にある神に告ぐる祝詞あり。此六縣には各神社ありて。皆神名帳にある大社なり。蓋し供御の物を貢進する地なるが故に。此の如く重く神を祭りしものゝ如しと。租調考に見ゆ。或は然らん。此六縣は天皇直轄の地にして。宮中祭祀の時に幣帛を奉りしなり。又此六縣より上る收入も。國家の用度に充つる事ありしは。屯倉と異なることなし。」推古帝の御世。蘇我氏は皇室の外戚にて。代々大臣たり。馬子も亦帝の兄舅たりしかば。政權を專にし。又威權を弄すること甚しく。威望一

世を歷し。嘗て大和の御縣なる葛城縣を己れが封縣となさんと欲し。二臣を遣して之を得んことを天皇に乞はれ。天皇女皇なりしと雖。斷然其請を斥け。詔して「今朕則自二蘇我一出之（中畧）。豈獨朕不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之惡名。則不聽」と曰はれたり。」二を【御子代。御名代よりの收入】とす。上古は帝室附屬の部民なるものあり。天皇直接に統御し給ひ。其數は漸次增加するの傾を有したり。則ち御子代。御名代の民の設置せられたる事是なり。御子代。御名代とは。上古天皇。皇后又は皇子等に御子なき時。其名の後世に傳はらざらんことを恐れて。別に民部を置き。之に其天皇。皇子又は皇妃の御名を負せて。某部と云ふ人民を新に建置せられたるものなり。按するに。御子なき天皇又皇子等には。上古殊に此制を設けて。其名を後世に傳ふると同時に。御供用の資となせるものにして。其部の人民を定むれば。耕す所の田は自ら其主に從ひ。又調役等をも勤むべきなり。而して御子代。御名代の事は上古史に多く見え。其始めて史に見えたるは。古事記垂仁天皇の段にあり。「伊登志氣王者。因レ無レ子而爲二子代一定二伊登志部一。」是なり。次は景行天皇紀（日本紀）。二十八年の條に。日本武尊の薨去のことを記したる後「欲レ錄二功名一即定二武部一。」とあり。尊は御子を有し玉ひしも。皇位に即かせ給はざりしを以てなり。又仁德天皇の皇后葛城磐之媛命の御名代として葛城部を定め。皇子去來穗別尊（履仲）。瑞齒別尊（反正）。大日下王等の御名代として壬生部等を定め賜ひ。允恭天皇十一年には。衣通姫の爲めに藤原部を置かれたり。」是れ即ち衣通郎姫の爲め。國造等に命し諸國に此部の人民を定めて寵姫の資用とし。且永く其官名を後世に傳へ玉ひしなり。尚ほ同天皇。雄略天皇。武烈天皇の御代に其例あり。又此一事は。上古史に於て注意すべき點にして。蘇我氏は朝廷の公民をも。己が私民と同じく驅使して顧るなく。皇室の壬生部をも使役して嘗て憚る所なし。其威勢を以てしても。遂に御縣を得ること能はざりしは。蓋し御縣は歷世の帝室御料にして。其所有の決して臣下に移るべきものにあらず。且之より上る收入は常に帝室の財用に供せられたると共に。國家の用度に充てられたる也。玆に聊か注意すべき一事あり。大化改新の時。諸國にある縣は多くは郡と改名せられしと雖。御縣を廢して郡とせしことなく。只官田なる名稱の下に。同じく畿內にありて帝室の御料田となれり。但し御料の屯倉は大化改新の時。全く廢止せられたり。此御縣と縣とは。學者往々混同して誤解する者多し。本居氏も其一人にして。後の學者之を襲用するもの尠なからず。尤も注意すべき也。縣は普通に國。縣と云ふ如き區域の名なれども。御縣は御料地の呼稱なり。全く別物なり。屯田と云ひ御縣と云ふもの。御料地と云ふと雖も。今日の所謂御料地とは異る。今日の御料地は帝室の私有にして。國家と關係なきなり。然るに上古は帝室と國家との區別判明せず。從つて此屯田御縣の如きも。半ば私有地の如き觀なきにあらざれども。當時の國政の有樣より立論せば。實は國有にして。實に今日の國有山林等に對する如きもの也。故に帝室の私經濟に屬せずして。國家の私經濟に屬すべきなり。要するに太古帝室と云ふも國家と云ふも。二者或程度迄混同し居りしことは。常に眼中に有せざる可らず。屯田を以て御子代となせし例は繼體紀に見ゆ。此の如く諸國に散在せる御子代。御名代の諸部にも皆部民の長たる伴造ありて之を統率し。部民は他の山部。海士部。土師部等の類と同じく。各其業務に從ひ。調貢を帝室に入れて世々仕へ奉りしものなり。

【公經濟的收入】近世の國家に於て。其の歲入の重なる部分を占むる者は公經濟的收入にして。其目も亦多しと雖。我國の上古に於ては。之に該當するもの。其額に於ては勿論歲入中の大部分を占め居りしに相違なからんも。其種類は極めて寡かりしと云ふ可し。論者多くは當時の田租を目して租稅なりとす。從つて之を公經濟的收入中に數へんとす。然れども予は飽く迄封建制有りしことを信ず。」當時國造縣主等各其土地を領し。酏下の民より田租を收納し居りて。朝廷は別に御縣。屯田等を有し居りし也。國造等が收納する所の所謂田租なるものは。即ち唯だ國造と人民との關係に止り。之れ領主の收入と云ふ可くして。之を國家の收入と云ふを得ず。左れば其外形に於ては租稅と云ふを得るが如くにして。眞正の性質上租稅に非ざる也。田租は即ち田に賦課する所なるの點に於て明に租稅に相違なきが如き外觀あり。然れども唯だ封建諸侯の收入たるに止まると云ふことの史に明なる以上は。之を租稅と云ふを得ず。故に之を國家の收入にあらずとす。」其收入二種あり。一は【調の收入】なり。調は人民より朝廷に納付する所にして。當時國家の財源の最も重なるものなりしが如し。官吏の俸給等。悉く此の調として得たるものを以て支辨し居りしは事實也。調は物品の上納なり。各自其世襲の業により。或は其土地々々の產物を朝廷に輸しゝものなり。例之。酒人部は酒を調とし。海人部は魚類を貢し。物部の八十手は祭神の物を奉り。秦氏は絹布を獻じたるが如し。斯の如く土地と人とにより常に異なるを以て。事實上一定の制率なく。各人唯だ心を盡して獻納したりしものならんも。自ら規則的定期的なりしものゝ如く思はる。最とも古きは垂仁天皇三十二年の條に。「秋七月。皇后日葉酢媛命薨。臨葬有レ日焉。天皇詔二群卿一曰。

従レ死之道。前知二不可一。今此行之葬奈之爲何。於レ是野見宿禰進曰。夫君王陵墓。埋二立生人一是不良也。豈得レ傳二後葉一乎。願今將議二便事一而奏之。則使者喚二上出雲之土師壹佰人一。自領二土部等一取レ埴以造二作人馬及種々物形一。獻二于天皇一云々。天皇大喜之。」是れ野見の宿禰が土偶人を作りて殉死に代へたる有名の話なり。之より土師部は常に此職を以て朝廷に仕へ。土人形を作りて貢獻せし也。」崇神天皇以後。土地闢け。民業進み。從て朝廷の財用も豐になれり。當時未だ帝室と朝廷との分別明ならず。故に調の如きも兩者の支途に受納したる痕あり。當時我國の筑紫地方殊に熊襲の豪族等は早くより三韓と交通して。互に貿易を營み。既に景行天皇十二年には熊襲反して朝貢せざるにより。之を討平し玉ひしことあり。次ぎて二十八年には。日本武尊の熊襲征伐の事あり。越えて仲哀天皇二年に至り。熊襲又反して朝貢せざること見ゆ。之に由りて之を見れば。熊襲の如きも。亦夙に調を貢獻しつゝありしを知るべきなり。」仲哀天皇八年秋九月。群臣に詔して熊襲を討つことを議せしむ。時に神託あり。神功皇后に誨て曰く。「天皇何憂二熊襲之不一レ服。是膂之空國也。豈足二擧兵伐一乎。愈二茲國一而有二寶國一云々。金銀彩色多在二其國一。是謂二栲衾新羅國一焉。若能祭レ吾。則曾不レ血レ刄其國必自服矣。復熊襲爲服云々とあり。又神功皇后三韓征伐後。先づ其府庫を封じ。國籍を收め。金銀彩色綾羅縑絹等の歳貢八十艘と定めらる。是れ又一種の調ならずとせず。此より後百工來朝して大に我國の工業を一新し。從つて調も大に其種類と額とを增加し。朝廷の財政も亦大に面目を改むるに至れり。」應神天皇の御宇には吳王より兄媛。弟媛。吳織。穴織の工女縫女を獻じ。其の子孫は衣縫氏となりて。專ら代々の天皇に供御の絹布を織りて獻進することゝなり。又秦始皇の後なる弓月君は百二十七縣の百姓を率ゐて歸化し。金銀玉帛を獻ず。後其人民を諸邦に分置し。蠶を養ひ絹を織りて貢せしむ。百濟の努理使主も此時代に歸化し。子孫を籍に列して調連となれり。斯の如く三韓の調貢は大に我財政を益せしこと少からず(書紀。姓氏錄)。」漁業は上古に在りて殊に我國の經濟に於て重要なるものなりし如く思はる。當時漁人即ち海人の種類は。諸國に散在し。其漁して獲る所の水產物を以て貢調したるものなり。即ち仁德紀に。同帝と稚郞子太子との間に。鮮魚を貢する者の往復せし事あるは。當時海人が魚の苞苴を天皇に獻ぜしを知るべきなり。又弓を以て獲たる物を貢獻したる例は。同天皇三十八年の條に見ゆ。云く。猪名縣佐伯部獻二苞苴一。天皇令二膳夫一以問曰。其苞苴何物也。對言。牡鹿也。問二之何處鹿也一。曰。兎餓野。時天皇以爲。是苞苴者必其鳴鹿也云々。

是れ即ち男の弓弭の調なり。」又同天皇十七年には。新羅より調絹千四百六十疋。及種々雜物八十艘を貢獻したることあり。」以上の如く。三韓征服後は。內國の貢調に加ふるに。外國の貢獻あり。且つ歸化人は工藝に熟達し居りて。各其の製作品を朝廷に奉るに至りしかば。履仲天皇の御世に至り。遂に內藏を齋藏の側に建て。【神物官物】を分ち貯へしむ。又藏部を定めて諸方の貢獻物を收納することゝなす。初め祭事と政事との未だ分れざる時は。神物官物共に之を同倉に藏し。齋部氏をして掌理せしめられき。三韓征服後。朝貢絕へざること數十年。斯に至りて官物は別に內藏に藏むることゝなれり。又以て調の額次第に增加しつゝある事實を察すべし。」雄略天皇の朝に至り。大に工藝を奬勵し。衣縫兄媛を以て大三輪の神に奉し。弟媛を以て漢衣總部となし給ふ。漢織。吳織。衣織の後を飛鳥衣縫部と云ふ。此等の諸部をして各其製作品を獻ぜしめ給ふ(書紀)。」又雄略天皇の朝に至りて。弓月君(應神の朝に歸化せし人)の裔秦酒公に其族人の諸國に散在せるものを集めて之を官せしむ。公仍百八十種勝部を領率し。養蠶織絹に從事し。庸調御調を奉獻す。其筐に入れて奉りたる絹。縑。山の如く丘の如く。朝廷に充積す。天皇大に之を嘉して。姓を禹豆麻佐と賜ふ。其十六年詔して桑を天下の國縣に植ゑしめ。又秦氏を諸國に散遷して庸調を獻ぜしめ給ふ(書紀)。因りて秦氏の民を役し。八丈の大藏を官側に建てゝ。其貢物を納れ。其地を長谷朝倉宮と云ふ。始めて大藏の官員を置かる。是より齋藏。內藏。大藏の三藏を生じたり。齋藏は神祇の祭祀に供する物。即ち神地神戶等より納めし租調の類を納むる所也。齋部氏世々其出納を司る。內藏は天皇の供進の物を納むる所なり。阿智使主と王仁とをして其出納を記せしむ。大藏は政府の財用を納むる所にして。秦酒公を長官とし。其出納を掌らしめ。又東西の文部氏をして。其簿を勘錄せしむ。而して三藏を檢校するものは蘇我の滿智なり。斯に於て【神物と皇室用と政府の用】と初めて分別するに至り。從つて財政も大に整理を告ぐるに至れり。」二は【雜稅よりの收入】とす。市塲。道路。船舶。津濟。渡子等に賦課せられたるものゝ總稱にして。現今の海關稅と營業稅とを混淆したる如き性質のものならん。故に之を公經濟的收入の章に編入するを至當と信ず。」大化二年の條に。罷二市司。要路。津濟。渡子之調賦一云々(書紀)」と云ふことあるを見れば。其以前に左るものありしこと推知すべき也。船賦は欽明天皇の時に始めて徵收せられたるものなり。同紀十四年正月の條に曰く。蘇我大臣稻目宿禰奉レ勅遣二王辰爾一數二錄船賦一。即以二王辰爾一爲二船長一。因賜レ姓爲二船史一。今船連之先也。即ち王辰爾をして河

海通航の送職料を徵せしめ。其記簿に與らしめたるものにして。其他津梁には津史あり。道路には道守氏あり。渡濟には渡守氏あり。是等は其運上を徵して。道橋修理の用に充てたるものなり」とあり。上古の歲入は要するに。帝室と國家との間に財用の區別を立て難く。(一)歲入は悉く現物を以て收入し。(二)。隨時收入は比較的多く。(三)。人民は朝廷と封建の領主即ち國造に對するさ二樣にして。(四)。上古の我が租調庸は人民が義務として上納せし者に非ずして。忠君の誠意より奉獻せしものなり。(五)。云々。以上山内氏の說なり。然れども一概に忠君の誠意より奉獻せしものとも云ひ難し。韓の貢獻の如きは。明かに征服を被りての義務より貢せしものなり。今上古の歲入の收得者と。負擔者との表を記せば。

領主		土地	人民
公領	朝廷	屯田	田部等の戸口
	同	大縣小縣	縣内の戸口
	皇室	子代部壬生部の類	其他の戸口
私領	臣連伴造	田莊	部曲の民
	國造	大國小國	國内の戸口
	神社	神田神地	其他の戸口

而して是より收用する租調徭の三收入は左の區別に據りて收得せられたり。

屯田	租調徭共に朝廷に納むるなるべし。
縣の地	同上。但縣主の所得さなるものもあるべし。
子代部壬生部	租調徭共に皇室の所得なるべし。
田莊	租と徭とは領主に納れ。調は朝廷に納めしにや。
國の地	同じ。
神田神地	租調徭共に領主即ち神社の所得なるべし。

而して佛法輸入し。崇峻天皇以後國人の出家得度を許したるが。出家者は一切の課役を免除する制にして。朝廷及び皇族大臣も部民及び土地を寺に寄附したれば。寺田。寺地。寺戸漸く增して。國庫の歲入も大に減損せらるゝに至れり。

【大化以後の歲入】孝德天皇の時。全國の私田を沒收して朝廷の所有とし。子代の民と。諸國の屯倉と。別。臣連。伴造。國造。村主是等を廢して。官吏には食封又は布帛を賜ひ。國司。郡司を置き。驛傳關塞を置き。又戸籍計帳班田收授の法を定め。舊來の賦役法を停めて。田の調。戸別の調。調の副物。又は采女。仕丁及び庸布。庸米等の制を定め。市司。要路。津濟。渡子等の調賦を罷めて。田地を給し。又臣連等の所有の品部を廢して悉く公民とし。長幼老少の次第を立てゝ課役の順序を定め。婦女の調を停めて男子のみとせり。是唐朝の制を摸したるものにて。大寶令の出づる根柢となりたり。

【大寶の制】田租の官に納りたるを官稻と云。官稻を左の三に分つ。曰く。【大稅】又大租とも正租ともいふ。出擧して利を取り。經常の費用とす。曰く。【糄穀】糄にて納め。永く貯へ置きて。水旱荒凶の備に充つ。曰く。【郡稻】雜用臨時の費に充てん爲めに別に備へ置くなり。當時は租と稅との別今の定義と異なり。此頃には新に輸したるを租といひ。經貯へたるを稅といふ。いつれも田に付ての上納物をいふ。今の田租雜稅といふとは異なれり。【正稅】は。賦役の最も重する所。これに出擧の法を設け。利を取りて足し用ふるは國用の最大なるものなり。【出擧】とは公私の財物を貸し與へて利息を取ることなり。其起りは。もと中以下の民戸の窮乏を賑郵せん爲に貸稅せしに起り。後には正稅公廨の中を每年出擧して。其利稻を納め。以て諸般の用度に充つ。此事公私の爲に便益なりしかは。後遂に定法となれり。其利子は大寶の制には一ヶ年期半倍の定めなりしに。養老六年及延曆十四年の制には。十束三束の利に改め。これより十分の三となれり(出擧には公出擧と私出擧との別あり。此なるは公出擧のことなり。私出擧は利子其他の制限も公出擧に異れり)。元正天皇の神龜元年。始めて正稅を割きて國儲を置く。國儲とは穀を國郡に蓄へて以て朝集使の滯京の用及び臨時に使を差す等の諸費に供するもの。出擧して利を取るなり。聖武天皇の天平十七年。國儲を止めて始めて公廨を置く。公廨とは稻の署稱なり。國衙に於て缺損逋負未納等あるとき。之を補塡せん爲めに設けたるものにて。其餘分あるをは國司の吏員差分して所得とす。故に缺負未納を塡せさる內は。吏人受くることを得す。即地方官の俸給なり(公廨稻は歲の豐凶によりて一定せす。されとも餘剩を處分する法は主稅式にあり。即ち大國上國の長官は六分。次官は四分。判官は三分。主典は二分。史生は一分。中國にて介なければ長官は五分。下國にて掾なき處は長官四分とあり。たとへは米千石あるを。六四三二一を合せて十六となる。之を割れは一分が六十二石五升になる。即守は六分三百七十五石。介は四分二百五十石。掾は三分百八十七石五斗。目は二分百二十五石。史生は一分六十二石五斗を取るなり。太宰府。鎭守府等にては。此差法少々かはりあれとも。大概推して知るべし。いつれも地方官に限ることなり)。孝謙天皇の天平寶字元年。更に公廨を割て

サイニ

國儲とす。而して國儲の數は未た定まらざりき。桓武天皇の延暦十七年。公廨を止めて偏に國儲及國司の俸を置きしか。年を踰えて舊に復したり。されはこれより後は。官稻をは正税。公廨。雜稻の三つに分つこととなり。永く定制となれり。其處分は左の如し。

- 租税(官稻)
  - 正税
    - 動用 (出擧)
    - 不動 (國貯)
    - 雜米
      - 年料春米
      - 別納租穀 (京に輸す)
  - 公廨
    - 缺負未納補充 (出擧)
    - 國儲補充 (同上)
    - 國司處分 (同上)
  - 雜稻
    - 社寺料―佛會料 (同上)
    - 修理官舍料。修理驛家料 (同上)
    - 堤防料。池溝料 (同上)
    - 救急料。學生料 (同上)
    - 官牧料。夷俘料 (同上)

【動用】さは米穀を出入して諸般の用に供するを以て然いふ。其倉をは動用倉といふ。出擧して利を取る。本は穎にて取り。利は穀にて取るなり。延暦四年の勅には。正税は國家の資。水旱の備なく。而して比年國司苟も利潤を貪り費用するもの多しと。民部式に。凡正税を用ひは。十束以上皆内印を請ふさあり。重大のことにのみ用ふるものなるへし。【不動】は正租の穀粟糯等の動用す可らさるものを収めて。國貯のものとなし。官裁を得るに非れば。容易に開用することなし。之を納むるを不動倉と云ふ。和銅元年の官符に。大税は自今以後。別に不動の倉を定めて。以て國貯のものとなせ(朝集使滯京の用度なさにする國儲とは異る)といへる是なり。之は糙にて貯へ置きて。非常に備ふ。寛平三年の官符に。不動穀は遠年の儲。非常の備。尋常の時輙く用ふ可からす。而るに或は例年の雜用足らすと稱して。件の穀を申し請ひ。倉を指して開用し。假令は千斛の穀を用ゆへきに。猶萬斛の倉を開き。遺れる九千斛をも皆動用と稱して支用す。此事例さなりて不動減少するにより。禁せられし事あり。【公廨】は天平寶字元年の官符に。凡國司公廨を處分する式は。當年出す處の公廨を總計し。先官物の缺負未納を塡め。次に國内の儲物を割き。後に見に殘れるを以て差を作して處分せよ。延喜雜式に凡そ諸國の公廨は三箇年を限りて出擧し。其本は數に依て返納し。仍利を以て本として出息し。毎年十二月本數を錄定して官に申送せしむとある是也。【雜稻】は前表の目の如く。種々の用度に支給する即經常の歳費也。猶ソゼイ。ヲンク。ブヤク。ザツエウ等の部に記したれば見るべし。

【鎌倉以後の歳入】鎌倉以後兵役の爲め。政府の費用增加し。收入を要するに依り。種々の名目を以て附加税を課す。地子。國役錢。禮錢。段米。段錢。棟別錢。夫役。夫錢。土倉役錢。酒屋役錢。鄕錢。目錢。口錢。地口等種々の新税徭あり。此の頃より地租の外は錢を以て租税を收入すること始まり。又夫役に錢を以て代納すること盛になりぬ。是等皆武家の定むる所にして。國司の收入は漸く減し。朝廷の收入も從て減じたり。然れば朝廷にて費用の不足は成功を以て補充すること常なりけるが。後堀川天皇の時。齋宮の費用を要する事ありて。信濃守を以て其費を募りしに。應する人ありて。先づ信濃の地を檢したるに。鎌倉の家人二百餘人して其の國を分領したりければ。國司の治むる所幾くもなきに依り。其の人辭して募に應ぜざりしと云へり。下て室町將軍の頃。守護地頭は世襲の形をなして土着し。その多くは國司を兼れて。名義勢力共に足り。或は又已は京地にありて任國に守護代を置く者もあり。是等の地方は皇室に對して納税の定額を納めず。缺負未納の數は頗る多かりしなるべく。又遠國の地頭國司にして道路梗塞の爲め。租調を京地に送らんとするも。盜賊の爲に妨害せられて。送ること能はさる者もあるべし。是より後德川氏の時に至ては。再び古への封建制度さなり。畿内及中國に皇室及び公家の領地あるのみにて。其の他は少しも皇室の收入を得へき土地あることなし。

【德川氏の時の歳入】德川氏に至て天下靜謐に歸し。皇室の御料の收入は幕府より嚴に監督するを以て。障害なく上納せられたりと雖も。元より狹少の土地を配定せられある事なれば。其收入は極めて少く。公家は官位を幕府の旗下及技藝家。盲人等に賣りて臨時收入となしたり。而して幕府は自領の駿遠參三ヶ國の外に。全國の天領を管轄し。奉行代官を駐在せしめて。其の地方の租と税とを收入し。又金銀銅を鑛山より採り。又は支那より銀を輸入して。之を貨幣に鑄造し(後世財政の困難なる時には强制貨幣を鑄て。之を彌縫せり)。地租は皆米を以て江戸に回漕し。以て將軍家の食料。賑恤米及び士卒の祿に充てたり。其の米の額は前記の費用に足り得るを程度としたれば。右等の天領は關東運送の便ある地に撰み。其の租率も三斗の寛を以てせり。而して關西其の他の天領は政治兵備上の要用ありて占領したる者及び運上徵收の必要よりして定めたる者なりと見え。是等の地方よりは敢

て米穀を收入して江戸に回漕するの目的にあらず。其の地方のみの要用に供する丈の米穀を徵收するに留まりて。廣大なる領地ありしを聞かず。然れども是等の地にある代官にして。雜稅地子の類を附加し。人民を虐げたる例は多く畿內近傍に多かりき。又天領に在て米の外に實物を收入したるは江戸。長崎等に其例あり。抑〻德川氏の頃天領に在る都市は皆自治制にして。宅地租等の賦課あることなく。道路橋梁の如き。皆其の市民の負擔にして。獨立の經濟をなせしと雖も。江戸の市中にて。若干の町內は每年或る額以內に限り。現品又は代金を以て。物品を將軍家に獻ずるの義務を負へり。即ち檜物町の檜物に於ける。榑正町の屋根板に於ける。日本橋魚河岸及佃島の魚類に於ける等にして。定額を踰る時は代金を下付せられたりと見ゆ。是等往〻將軍家の臺所の用のみならず。政費に屬する物品をも無代上納したる例を見るなり。又長崎は唯一の開港場たるを以て。輸入品即ち砂糖。藥種。支那織物。西洋織物の類は幕府の命に從て之を無代上納したり。皆市の負擔とす。又諸侯の領土內に在りては。種〻の稅目を設け。租率も寛嚴同じからず。又調稅の制も同じからざれば。實物を徵したるもあるべく。地租に米のみならず。麥豆等を代用するの法もありたり。諸侯は幕府に對しては何等の貢調を納むることなく。參府の節每年額を定めて國產を獻ずるの定ありしと雖も。同時に將軍より時服白銀など賜るを以て。是は唯贈答の禮たるに過ぎずとす。將軍及諸侯が朝廷に對する獻上も其關係亦此の如し。諸侯が幕府の命に對して負擔するは。其の石高に對する兵員馬匹を供給するの事あるのみ。

【明治以後の歲入】德川氏太政を返上し。幕府の管理し居りたる天領の土地は之を朝廷に返納して。一の諸侯となり。全國の諸侯皆其領土を返納したれば。其の地よりの收入は朝廷の所得となる事となりたれども。之れを支配するの準備もなければ。猶從前の如く藩知事をして管理せしめ。天領の地にのみ。府縣知事を置て。租稅を徵收したり。三年九月。諸藩の收入の百分四半を中央政府の收入として海軍の費に充つ。其の他は各藩獨立經濟にして。猶封建時代の有樣と異なることなし。中央政府の官吏の俸祿及び諸般の費用は。天領より收入する貢米を江戸に回漕して。之を支辨したり。四年七月。廢藩置縣以後。舊諸侯の收入は皆朝廷に歸し。諸侯の舊臣たる士族の兵役を解き。兵役は一般國民の義務として之に課し。同六年以後。地租は金納となりたれば。兵役の外は皆貨幣を以て收入することゝなり。全國の租稅の制略〻一定し。北海道。沖繩縣及び臺灣のみ。租稅及び兵役の內地と同じからざるあり。是等も漸を以て統一の方針を執りたり。但地方稅。市郡區町村費は地方代議制の團體が決議する所に依り。一定の制限以內に於て各種の國稅に割付け賦課することを得。以て其の歲入とすることなり。猶財政。歲出。課役。租稅。ミツギモノの部を看るべし。

サイニチ

齋日の大なるもの。年に二度あり。即ち一月十六日と七月十六日にて此の日雇人の藪入をなすも放生の意より出たるなるべし。古は每月數回あり。即ち八日。十四日。十五日。二十三日。二十九日。晦日(小の月は二十八日。二十九日を用ふ)是なり。之に朔日。十八日。二十四日。二十八日を加へて十齋日と云ふ。和漢三才圖會に云。此日梵天帝釋降見二國政一。故禁二殺生一。敏達天皇七年詔二天下一。每月六齋日放レ生。聖武天皇天平十年每六齋日禁二漁獵一」近世は齋日として。朔日。十五日。二十八日の三日を用ひ。何の謂れもなく只〻小豆飯を炊き。榊の新しきを供へて神を祭るのみ。夫も漸〻廢りて。今は三十日に榊を新しくするのみ。尙齋會及び閻魔の部を參看せよ。

サイノカミ

塞神。道路に石を建て。道祖神を祀ること。何れの地にもあり。之を又道陸神とも云ふ。岐神(フナドノカミ)即ち猿田彥神を祀れるなり。この事生殖器を神とし祀るの古俗と關係あり。又辻占の起原と關係あり。生殖器を祀りて。石神。塞の神(又幸(サイ)の神とも書く)。金勢大明神など云ふ。天鈿女神を合祀したるもの多し。生殖器崇拜は現今の南洋土人は勿論。古へは印度希臘より羅馬あたりまで此の俗ありしと云ふ。我が國にても太古天孫人種及び南洋其他より多種族移り住みしかば。其等の俗習をも傳へたるにや。

史學界第三卷第二號に出口米吉の岐神考あり。種〻の書籍を考證して研究したる所を載せたり。今之れを略抄せんに。岐神の履歷は。古事記に。伊邪那岐神黃泉即ち根國底國に到りて穢れけるを淸めんとて。日向の橘の小門の阿波岐原にて禊の時。投棄たる杖より成れる神を衝立船戶神と云ふなる說と。日本紀一書に。伊弉諾尊黃泉より歸る時。妻伊弉冊尊泉津醜女をして之を追留めしむるに。諸尊泉津平坂にて冊尊に會し。絕妻之誓を立て。此處より來る勿れとて。投げたる杖。之を岐(クナドノカミ)神と云ふ說と。又一書。此より以還雷敢て來らじとて杖をなげたる。之を岐神と云ふ。此の本號をば來名戶之祖(クナドノオヂノカミ)神と云との說あり。クナドをフナドと訛りしは。已に紀記編輯の頃よりの事なり。又岐神なる文字を船戶神に宛てたるは。此の神。道の岐にある故なるべし。祖神と書きてサヘノカミと訓むべしと古史傳にあり。此のサヘノ

サイノ

カミと訓すること。又塞の字を書く事は。塞は道饗祭祝詞に「大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神の塞にて。八衢にありて邪魅を遮り災禍を塞くの義と思ぼし。狩谷掖齋は塞神と岐神と兩神の同一なる事を詳細に考證して曰く。續日本紀。有二道祖首姓一。姓氏錄。有二道祖史一。孝德紀。鄕魚戶直。蓋此。則道祖訓二布奈止一可レ知。而漢語抄訓二道祖一爲二佐部之加美一。似二其說不一レ同。然神代卷口訣云。岐神道祖神也。又云。手向神。河海抄。謂二道祖神一。世俗號二佐部乃神一。又云二手向神一。又道饗祭祝詞云。大八衢爾。湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾中久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止。御名者申氏。久那斗即布奈止也。其云二塞坐一。又云二久那斗一。則佐部之加美。布那止之加美。非二別神一。簾中抄載二問夕食歌一云。不奈止左部。由不計乃神爾。物問婆。亦連二稱不奈止左部一（中略）。則爲二一神一明矣。塞神に道祖の語を用ゐるは古き事と見えたり

道祖は支那傳來の語にして。和名抄に風俗通を引きて。共工氏之子好二遠遊一。故其死後。祀以爲二祖神一といへり。掖齋曰く。說文。祖。始廟也。以爲二道祖一者轉注也と。道祖とは支那にて祀る道の神の事なり。我國にて塞神に道祖の語を用ゐるは。偶古人が漢語を取りて比擬せしに過ぎざるなり。川崎大師の緣日に詣てし人は。恐らくは大師の門前にて人々が紙製の生殖器を買ひ。之を神に捧げて祈禱する事を注意せしならん。又京都の傍なる伏見の稻荷社にても。每年二月初午日に於て。同樣の信仰を見るを得といふ。此の信仰は南は琉球の武富島より。北は陸奧の津輕に至るまで。肥後。筑後。豐前。豐後。備後。美作。播磨。攝津。大和。山城。加賀。越後。美濃。信濃。上野。下野。伊勢。甲斐。相模。武藏。下總。常陸。岩代。陸前。陸中。羽後等貳拾數國の間に散在す。こは余が乏しき材料に賴りたる者なれども。猶調査せば自餘の國國にても亦發見するとあらん。而して其の崇拜の對象とする者の名稱は種々ありて。處に依りて異なりと雖も。サイの神。道祖神。道陸神等は最廣く行はるゝが如し。サイの神はサヘ（塞）の神の轉にして。之に幸。妻の文字を宛つるは。後人の牽强に過ぎず。道祖は今は之を一般に音のまゝに稱す。道祖神の岐神たることは前に旣に述ぶるが如し。道陸神は言海に。道祖神の訛なりとあり。其崇拜の動機も諸種ありて。道の神として之に草鞋を奉納して崇拜する者あり。夫婦の神として之に良偶を祈る者あり。其他出產安產を祈る者。疾を祈る者。雨を祈る者。武運長久商賣繁昌五穀豐穰富貴繁榮を祈る者等あり。又其崇拜の方法も樣々なれど。木石等にて其形を造りて。之を奉納する事は普く行るゝが如し。近代に於ける塞神崇拜の概要此の如し。次に中古時代の此信仰を一瞥せざる可らず。扶桑略記朱雀天皇天慶二年九月二日の條に曰く。近日東西兩京。大小路衢。刻レ木作レ神。相對安置。凡厥體像。髣二髴丈夫一。頭上加レ冠。鬢邊垂レ纓。以レ丹塗レ身。成二緋衫色一。起居不レ同。遞各異レ貌。或所作二女形一。對二丈夫一而立レ之。臍下腰底。刻二繪陰陽一。構二几案於其前一。置二坏器於其上一。兒童猥雜。拜禮慇懃。捧二幣帛一。或供二香華一。號曰二岐神一。又稱二御靈一。未レ知二何祥一。時人奇レ之。」此頃洛中の各處に於て生殖器崇拜の盛に行はれたる狀況を追想するに足る。平安淫縱の世。斯る淫祠の流行せし事。決して怪むに足らず。而して其路衢に於て禮拜すといひ。岐神と號すと云は。深く注意すべき點なりとす。又こは人形を造りて。是に陰陽を刻繪すれども。崇拜の對象とする所は。全く其陰陽に在ること勿論なり。此他に。宇津保物語俊蔭の卷上。藤原明衡の新猿樂記。源隆國の今昔物語三十一　豐前大君知世中作法語。及宇治拾遺物語第一。道命法師齋神と對話する談の中に。道祖の事は見ゆ。此等の諸書に依れば。道祖の辻に立ちし事。五條西洞院の道祖の當時有名なりし事。夫婦守護の神として祈願せられたる事。及世人が一般に道祖神をば淸からぬ神と見なし。日常の談話にも諧謔の材料に之を用ひたる事を知るを得るなり。又鎌倉時代にては。定家の明月記に。幸神に辻祭といふ者を行ひたるよし見ゆれど、如何なる者か詳ならず。足利時代に至りては。僧行譽の埃囊抄に「此神に祈て事の實否を問ふ時に石につけて輕重を定る」とを載せたり。以上蒐錄したる材料は。實に僅少なれども。要するに我國に於て生殖器崇拜の俗信が。特に近代にのみ存するに非ず。遠く平安の朝に於て普く民間に行はれ。其頃旣に之を岐神又は道祖神（サヘノカミ）と稱して尊崇せし事を確知するに足る也。」今や余は更に古代に遡て。此俗信の行はれたるや否やを研究せさる可らず。先づ古語拾遺に載する所を見るに曰く。昔在二神代一。大地主神。營レ田之日。以二牛宍一食二田人一。于レ時御歲神之子。至二於其田一。唾レ饗而還。以レ狀告レ父。御歲神發レ怒。以レ蝗放二其田一。苗葉忽枯損而似二篠竹一。於レ是。大地主神。令二片巫肱巫占求一。其田御歲神爲レ祟。宜下獻二白猪白馬白雞一以解中其怒上。依レ教奉レ謝。御歲神答曰。實吾意也。宜以二麻柄一挊一。挊レ之。乃以二其葉一掃レ之。以二天押草一押レ之。以二烏扇一扇レ之。若如レ此不二出去一者。宜下以二牛宍一置中溝口上。作二男莖形一以加レ之。以二薏子蜀椒吳桃葉及鹽一班二置其畔一。仍從二其教一。苗葉後茂。年穀豐稔。是今神祇官以二白猪白馬白鷄一祭二御歲神一之緣也。此書は平城天皇大同二年の撰述なれども。此の傳說は古くより由來せし者と見て誤なかるべし。然れば古代に於て旣に男莖形を以て害蟲を驅除するの効力を有すとして。之を尊崇せし事を想察すべし。猶古代神話中にて。生殖器崇拜の思想を窺ひ得べきは。

神代卷なる左の傳說なりとす。伊弉諾尊。伊弉冊尊。立二於天浮橋之上一。共計曰。底下豈無レ國歟。迺以二天之瓊矛一。指下而探レ之。是獲二滄溟一。其矛鋒滴瀝之潮。凝成二一島一。名レ之曰二磤馭盧島一。二神於レ是降二居彼島一。因欲下共爲二夫婦一。産中生洲國上。便以二磤馭盧島一。爲二國中之柱一（柱此云二美簸旨邏一）。而陽神左旋。陰神右旋。分二巡國柱一。同會二一面一。時陰神先唱曰。嘉哉遇二可美少男一焉。陽神不レ悅曰。吾是男子。理當二先唱一。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜二以改旋一。於レ是二神却更相遇。是行也。陽神先唱曰。嘉哉遇二可美少女一焉。因問二陰神一曰。汝身有二何成一耶。對曰。吾身有二一雌元之處一。陽神曰。吾身亦有二一雄元之處一。思下欲以二吾身之元處一合中汝身之元處上。於レ是陰陽始遘合爲二夫婦一。及レ至二産時一。先以二淡路洲一爲レ胞。迺生二大日本豐秋津洲一云々。」徹頭徹尾生殖器に對する信仰を表明する神話なり。橘守部は天之瓊矛及國中之柱を以て。共に陽勢を表する者なりと斷言せり。そは其著稜威之道別三の四十に詳しく說明したれば。更めて言はず。和訓栞に。信濃の松本にて「正月に市井の衢の中央に長十間許の大柱を心とし。松竹等を飾る。是をも幸の神と稱す。又御柱と呼ふ。諏訪社三月中酉祭日にも御柱とて立つる事あり」と記せり。此大柱は疑もなく陽形の稍形を變したる者にして。幸の神及御柱の名稱は。さすがに其昔時の名殘を留むる者なるへし。此土俗は國中之柱に對する守部の見解を助る傍證ともならん。神代卷葦芽に「柱をめくり給ふは古の遘合の始の禮こと祝ことにてあるべし」といへり。これも其柱を陽形の御柱に解して。益〻能く古禮の意を察するを得るなり。余の想像に依れは。古代に於ては。大なる御柱は路傍廣衢等處々に立ち居り。以て人民崇拜の目的となりたる者にして。此等の神話は。此御柱に就きて生じたる者なり。今日各處に存在する大御柱大道祖神は。實に古代遺風の其餘命が今に存續する者なるべし。さて陰陽遘合によりて。國土草木人畜を生みたる事に至りては是れ明に宇宙創造を生殖器に對する信仰より解釋を試みたる者に外ならず。グリフヰス氏は。其の日本の宗教に於て論して曰く。「我等の間には。既に凋落に歸したる此信仰が。何故に又如何にして。啻に神道と密接に結合するのみならす。神道に依りて助成せられ。又其一部となりたるかは。古事記に載せたる世界創造の傳說を讀みて。容易に之を解するを得べし。神道に於て神聖なる此書の開卷數節は。宇宙創造を說明する生殖器的神話なり。而して此神話と此信仰との存在は。此書よりも古くして。實に日本古代信仰の形象たり。父たる事の神秘は。原人に取りては亦是宇宙の創造の神秘なりき。彼は殆と其崇拜する者との間に差別を立つべき言語も之を有せざりしなり」と。右述ぶる所にて。生殖器崇拜が我邦の古俗なる事は明暸となりたれと。岐神崇拜と。生殖器崇拜との關係は。此に至りて全く其徵證を發見すると能はさるに至れり。是れ實に考察を要すべき點とす。今一方より觀れば。古代に於て生殖器に對する信仰の存在すること。斯の如く確實にして。平安の朝既に之を岐神又は塞神と稱する事も亦彰著なりとすれば。古代にても岐神崇拜と生殖器崇拜との同一なることを。蓋然的に論定するを得るなり。是れ上來の事實に基づきて推斷すべき當然の歸着なるが如し。然れとも精査は更に余を導きて他の結論に達せしむ。

【岐神は杖に非ず】記紀二書の傳說は。明に岐神の杖なることを示す。未開の人民か山川木石又は人造の物品の如き無生物の中に。靈魂の宿れる者として。之を崇拜することは。敢て珍しとするに足らす。杖か行人の伴侶となり。疲れたるを扶け。倒れたるを起して。遠きに導く力ある事を。庶物崇拜の程度に在る人民の眼より之を觀ればいかで其中に御靈の住むとして崇拜せさるを得さるべき。我邦古代の人民も此の如き眼を以て杖を崇拜したる事もありけん。彼等は杖の形狀を。木又は石もて造り。之を各處の衢に立て。根國底國より麁び疎び來む者を却け。道路を安全に守護し。行人を無難に歩行せしめ。給はんことを祈りたらん。而して彼等は之を岐神と稱へしならん。神代卷下卷に。經津主神以二岐神一爲二鄕導一。周流平削とあるにても之を推察すべし。かの道饗祭祝詞は。此神に捧ぐる祈禱なり。余等は之れを讀みて。岐神に對する古人の宗教的觀念を知るを得べし。記紀に載する岐神の由來は。比較的後代の人が。各處に立てる杖。即ち岐神の起源を說明せんか爲めに。之を伊弉諾尊の傳說に結合せしに過ぎず。然れども岐神と御柱とは互に混同し易き形狀を有することは明なり。而して此の崇拜の根本的觀念も。互に相容るべからさる性質の者にあらず。岐神崇拜は杖の中に宿れる御靈の邪魅を遮塞すとの觀念に基つく。道路に於て身肢の疲勞して進むことを得ざるに至るは。是れ邪神のなせる災禍にして。杖を得て行路大に容易なるは。是れ杖の御靈の邪神を遮塞するに頼るなり。御柱崇拜は生殖器の不可思議なる力が。幸福を與へ災厄を除くとの信仰より來る。神代卷の神話に依れは。此神は夫妻保護の神として尊崇せられたるが如く。又古語拾遺の記する所によれば。害蟲を却けて災禍を除くとして崇拜せられたるが如し。要するに此兩神に對する古人の觀念は。互に相衝突する者にあらず。故に一神にして此兩神の功德を併有する事も出來難きとにはあらざるなり。以上の理由を基として推考すれば。當初は生殖器と岐神とは劃然相別れて。更に混亂すること

なく。各別に尊崇を受けたる者なりしが。其外形の相似たるより。年を經るに從ひて漸次混淆を來し。岐神崇拜と御柱崇拜とは遂に相結合し。岐神は其名稱を止めて。其形を失ひ。御柱は其形を止めて其名を失ふに至れるが如し。後人生殖器を道祖神(サヘノカミ)と稱へ。之に行路の安全。夫妻の保護。五穀の豐稔を祈るは。全く此混同より生したる結果に外ならず。然れば兩者の間に斯の如き混淆を生せしは。奈良朝以前に生せし事なるは云ふを待たず。今令義解に釋する所を以て。令編成當時の事情を推すを得さすれば。奈良朝に於て祝詞の古意の既に忘失せられたるを發見するなり。同書に道饗祭を解して。謂卜部等於二京四隅道上一而祭レ之。言欲四鬼魅自レ外來者不三敢入二京師一。故豫迎二於路一而饗過也といへり。是れ實に祝詞の意と合せざるものなり。そは祝詞の意は。鬼魅を遮塞する諸神を祝る者にして。義解の意は鬼魅を饗して之を和め過むる者なればなり。祝詞考に「此道饗祭は。令義解に。鬼魅の來るを道にて饗過といへれば。下の却祟神祭の如く。その惡神を饗し和してかへすこともいふべきに。此文唯衢の神を祭ることのみあるはいかに。文の拙くして言のゆかぬ故にもれたるにや」といへり。義解の意と祝詞の意と相容れざる事此の如く甚しきは。是れ果して眞淵翁の言の如く。文の拙く言の行かぬ故なりや。此祝詞が能く岐神の古意を表する點より見れば。決して令の時代に製られたる者にあらず。遠く古へより傳來したる者にして。後に至りて此祭の本初の意が變して。義解に謂へるが如く。單に京師の四隅にて鬼魅を和し過むる者となりし時にてすら。其祝詞のみは舊來のまゝに之を襲ひて。改竄を加へざりし者なるべし。是を以て義解と祝詞と意合せざるに至れるならん。斯く考へ來れば。道饗祭といふ名稱も。其祝詞の意に適當したるものにあらず。寧ろ義解に謂ふ所の祭儀に相當したる名稱なるが如し。然れば道饗祭といふ名稱を用ゐたる頃は。既に祝詞の本意を失ひ居たるにや。是を以て觀れば。奈良朝にても岐神は斯の如く不分明の地位に立ちたれば。此頃既に生殖器と結合したるにやと想像すれども。文獻の徵すべき者なければ。精確なる研究をするを得ず」とあり。以上出口氏の說なり。三溪按するに。出口氏の說善く調べられたるが。猶ほ其の漏れたる處を左に論ぜん。サヘの神の塞の字。拾芥抄一本には匊經戸(フナト)サヤとあり。古語にサヤルと訓む。左らばサエの神とヤ行に訓む方を正しとすべきやと思へど。今も障害をサハルと云ふはハ行なれば。猶サヘとは行に訓みても差支なかるべし。今田舎の道端に道祖神と彫りたる石を建て。又は猿田彥大神と彫りたるを建てたるあり。道祖の祖は旅行の神の事にて支那の黃帝の子途上に死して道路を守る神となれりと云ひ。旅行に出づる時開く宴を祖筵と云へば。岐神を道祖神と書くは出口氏も云へる如く。漢語抄などにある漢風の譯字を宛てたる者か。又は道祖(ミチノオヤノフヒト)史即ち鯽魚戸(フナドノ)直と同族たるを見れば。漢風の轉じたるにあらで。和漢偶合か。猶考ふべし。扨猿田彥神は天孫降臨の頃の神なり。岐神は伊弉諾神の杖より化したる神にて。時代も異なれど。神代には父子代々同じ名を用ひたる神多ければ。猿田彥神は代々岐神と呼べるなるべしとも思はる。日本紀一書。天孫降臨の條に云く。大巳貴神乃薦二岐神於二神一(經津主。武甕槌なり)云々とあり。故經津主神以二岐神一爲二鄕導一。云々とあり。猿田彥は初め九州佐多の邊に住し。後には伊勢二見浦に退隱せし神なれど。今常陸の鹿島近傍下總の地に猿田彥神を祀れる地頗る多し。下總八衢の地も或は然らん。常陸大船戸(フナツ)の地も或は然らん。右は鹿島(カシマダチ)神の旅行に。岐神の鄕導せし古蹟ならん。故に又此神を手向の神とも云ふなり。又一書猿田彥神天孫の軍に會する條に。有二一神一居二天八達之衢一。云々。天鈿女乃露二其胸乳一。抑二裳帶於臍下一而笑噱(アザワラヒ)向立。是時衢神問曰。天鈿女汝爲(カクナスハ)レ之何故耶。云々と。後終に此の緣を以て夫婦となれり。衢神の猿田彥たること此の文にて明なることにて。道饗祭祝詞に。岐神を八衢比古。八衢比賣とあるは。此夫婦の事なり。又猿田彥神は顏赤く鼻高き神なること。今も用ふる假面にて知るべし。假面なるもの實に據り所ありて作れるものにて。偶然に想像を以て彫刻せるものにあらず(神樂の條參看すべし)。天慶二年九月。京師東西兩京に岐神の像を作て路上に祀ること流行し。其の像に男女兩樣あり。丈夫の方は丹を以て身に塗りたりとあるは。赤色人種なる猿田彥神を表すべく。像の腰部に陰陽具を彫刻し。又は繪がきありたりと云ふは。天鈿女が臍下を露はして猿田彥に對し立てるを表すべし。左れば兩神が夫婦となれるを祝して。今に至て世人岐神を男女交際の神として祭るなるべし。」今東京にて小兒の遊戲に。數人相集り。繩を道路に張り通行の人ある時。繩の兩端を持てる者。其の人の周圍を繞りて。其の繩にて其の人を卷く。之を【お龜女ン女郎卷】と稱ふ。昔は之を爲す時の歌もありしならんが。今は無きが如くなれば。何の理由を知らず。按するに。天鈿女の像は俗にお龜女郎と云ふ。此遊びは惡神の八衢を塞げる古事を演ずるものにて。八衢比賣即ち天鈿女が之を開くことを象れる上古よりの遊戲なるべし。余先年伊豆熱海に旅せしに。相模の石神村にて小兒の繩を道路に張りて立てるあり。余の乘れる車の行く手を塞ぎて。塞(セイ)の神の祭なれば錢賜はれと云ふ。其の狀東京のお龜女ン女郎卷と異なることな

し。斯くて錢を與へければ。其處を通したり。東京の遊戯も元は斯くの如き者なるべし。扨石神村の事。同村に塞神を祀れる社あり。祭神は猿田彦なるべし。(ウラナヒ參看)。東遊記には。出羽國掘美の驛のあたりの街道の兩方に。岩の聳えたる所には。幾所ともなく。必岩より岩にしめ繩を張り。其しめ繩のもとに。木にて細工よく陰莖の形を作り。道の方へむけて出しあり。其陰莖甚大にして。長七八尺ばかり。ふとさ三四尺周りも有べし。あまりけしからぬもの故。所の人に尋れば。是は往古より致し來れる事にて。さいの神と名付て。毎年正月十五日に新敷作り改るとなり。所の神の事なれば。中々麁畧にはせす。たとひ御巡見使又は御目附等の御通行の節も。此まゝにて。若きもの丶戯れなどにあらすと云。また其しめ繩に紙を結びて多く付たり。是はいかなる故と問へば。これは此あたりの女。よき男を祈りてひそかに紙を結ぶ事なりと云。誠に邊國古風の事なり。京都の今出川の上にある所の幸の神といふは。いかなる神にてましますや。すべて田舍には色々の名は替りあれども。陰莖の形の石。陰門の形の石を神體として。所の氏神抔にいはひ祭りて。たふとひかしづく所多し。又嬉遊笑覽にも。陽物を祭る風習ある事を記せり。東國にて石にて刻める男根を祭る處多く。津輕などには銅にて作れるものあり。もと是道祖神なり。そのこと余傀儡考に委しくいへり。古へ遊女はことに道祖を祭れり。今娼家にて男根の形を作り。神として祭るも。よしありと覺ゆ。しかれども。こはいと近き習俗と見えたり。古きことなど知てよりしには非ず。耳袋に或商人中國の旅店に宿し。亭主なる者神を祈るをみて。其家の妓女に何の神を祈るにかと尋れば。これの主は元貧しかりしが。石にて作れる男根を拾ひ。こは陽氣第一のものめでたしとて。朝夕これを祈りしに。それより日増に富て。今は我等如き女共百にも至れりと語りければ。夜中ひそかに彼神とあがむる陽物を盜み。知らぬふりにて歸りしが。その陽物を祭り。これもほどなく富を得たる由をいへり。これ今にては珍しからぬことなるを。かくしるせるは。明和安永の頃までも。妓家にこれを祭ることなかりしなるべしとあれど。是は中國のみにて珍らしく思へるにて。他の地方には古よりありし風俗なりしなるべし。娼家などにて金箔置きたる陽物に注連を纒ひたる。其の注連も往來を塞ぐの意味と關係ありて面白し。」此等人造の陽物。又は天然石の陰陽の形したる者を祀れるは皆岐神を祭れるものにて。神に祈りて緣談の事。男女交際の事に關する神占をとふ例は。古くよりある事にて。夕暮衢に出でゝ通行の人の物言ふ語を聞きて吉凶を知るなり。之を辻占と云ふ。杖を地上に仆して吉凶をトふ簡易なる占法も岐神が杖より化成したりと云ふ傳說より見れば。頗る據どころあるに似たり。萬葉集卷三長歌に。杖策(ツヱツキ)も衝かずも行きて。夕衢(ユフゲ)問ひ石占(イシウラ)もちて云々とあり。石占とは石神の祠に往き。其所にある石を扛げて。其の輕重を試みて吉凶をトふ法なり。今は左る法の田舍にも殘れりや否。又辻占と云ふ事。拾芥抄に夕食問ふ歌とて。「勿經戸塞(フナドサヘ)夕衢の神に物問へば。道行く人よ占まさに告れ」とあるは(一本に塞をサヤともあれど。サヤルとかサフとか訓むが正しかるべし)。勿經戸に塞へ給ふ石神に夕衢の占を問ふ事なり。其の法。此の辻占の歌を三度唱へて辻に立ちて。櫛の齒を三度鳴らして。人の來るを待ち。其の人の語る詞を聞て吉凶をトふと云ふは。伊弉諾尊が醜女に追はれて黄泉より遁歸る時。櫛を投げたるに。其の櫛筍となりければ。醜女之を取り食ふ間に。遠く遁れたりと云ふ傳と緣故あり。然れは塞神と石神と。岐神とは。皆猿田彦神一家を祀りし者にて。道路旅行を守り。又男女の中を占ふことを司ること。古くより傳はれるや明にて。頗る關係勢力の大なる神なるを知るべし。出口氏は岐神即ち道路を守る神と。生殖器崇拜即ち男女の間及び富貴を守る神との異同の關係を疑はれたれど。余は疑もなく同一の神なるを斷言せんと欲するなり。但印度の神なる聖歡喜天が男女の神にして。且富貴を守るは人の知る處なれど。兼て道路旅行をも守るや否は未だ考へされば。我が岐神と關係ありや否やは詳ならず。又我が國にて道祖神と同時に街衢に三猿像を祀るの俗は。庚申を猿の形と傳ふるより猿田彦と混同せし俗にや。其は後日の取調を俟たんとす。

サイハイ　麾は。軍中にて兵士を指揮進退する具にて。將校の執る所なり。兵家流派によりて製作方かはりあり。貞丈雜記に云。ざい(又さいはいとも云)と云物古は無之。源平の戰の比より。室町殿の代に至る迄も無之。然る間源平盛衰記。平家物語。保元物語。平治物語。東鑑。太平記等には見えず。猶以上古の書には見えず。前九年後三年等の繪卷物等にも見えず。甲陽軍鑑に源頼義朝臣朱ざいを新羅三郎に賜はる由見えたれども僞也。又尊氏卿佛家の拂子にかたどりて作られしと云も又僞り也。信ずべからず。ざいは武田信玄の家にて作り始めしなるべし。上古の法式といふ事有べからず。鷹匠の家にて山鷹(クマタカの事)をつかふ道具に。ざいと名付て竿の先に細く裁たる紙を圓くゆひ付て。それをふりて鷹をつかふ也。此鷹の道具より思ひ付て。軍のざいを作りたる成べし」。また同氏の軍用記に。又さいはいともいふ。さいはいは裁配成べし。人數を裁配する器なる故の名なるべし。采

幣。采牌。再拜などゝ書は詞に付てのあて字成べし。」ざいの拵へ樣色々說々ありて一定なし。然ども多くは朱紙と白紙の二品也。細く切さきて作る。又金紙などを用ろもあり。柄は一尺二寸上下に金のさかわを入て柄本に緒を付る云々。」軍陣に勝軍木を用る事。昔聖德太子守屋の大連と戰ひ給ひし時。ぬるでの木を削りて。四天王の像をきざみて頂の上において戰ひ給ひければ。太子軍に勝たまひしによりて。攝州四天王寺を建立し給ひし也。其吉例を以てぬるての木を勝軍木とも勝木とも名付て。是を軍陣のとき用る也。勝軍木本名白膠木と云。ぬるでともぬりでともいふ木也。」合戰の塲は物さはがしくて。口上にてはきこへざる故。團扇。扇。麾にて相圖をする也。此相づも二三十間一丁二丁も遠き備へは見へがたし。依之貝太鼓鳴物の役者は。大將の近所に居て大將の團扇あふぎ麾等をふりつかひやうをみて。夫に隨て相圖の鳴物をならして諸軍へ告知すなり。其鳴物を聞て備々の侍大將も。麾扇團扇を打ふつて。手下を指揮するなり。」麾のつかひ樣定法なし。大將の定によつて違ふべし。常々軍勢をつかひ馴し置べき也。たとへていはゞ。左の如し。扇。團扇同し心也。すゝめと云時は。右脇より左のかたの上へふり上る也。三度計ふる也。止れといふ時は。左脇より右のかたの上へふり上る也。數同前。左よりかゝれといふ時は。左の手に持て。左へつき出してふる。右よりかゝれといふさきは。右の手に持て。右につき出してふる。新手を以て横を入るには。廣く一文字にふる。敵のうしろへ廻れと云には。手を高くさしあげ。上にて輪にふる。軍勢をまさひて人數をあくるには。前にて輪をふる。」物に手本なければ學ひがたき間。大方をしらせんが爲に記すなり。右之趣定法にはあらず。大將の心次第にて。いか樣にも相圖あるべし。」本朝軍器考云。周代の禮に。大麾を建て田すといふ事あり。（周禮）此物も武王白旄を秉せ給ひし事より起りて後代にも乘輿には。黃を以てし。諸公は。朱を以てし。刺史二千石は纁を以てす。これを麾旄といふ出。記るせる物もあり（中華古今註に）。北畠准后の說に。將帥を稱して麾下。又戲下といふ。漢書師古注に。戲とは。軍の旌旄をいふ也と見えたり（職原抄）。されど。古より乘輿の物にも用ひられしかば。將帥の事にも限らじ。我朝の國史にも。崇神天皇熊襲梟帥が二人の女を麾下にめし納られしなどしるされしは。乘輿の物をも斥て言し也。推古天皇の御時。新羅王白旗を擧て。將軍の麾下に至りて降ぬなどあるは。將帥の事をさしたる也。又楚辭の注には。手を以て教るを。麾といふとも見え。韻書には。旌旗を以てこれをしめすを。麾といふとも見えたり。彼是を通し考るに。節旄といふも。麾旄といふも。固と

これ大將軍の執る所にして。將士を指麾すべき物也。近代主將の執て軍を指麾する物に。或は左以。或は左以波以などいふもの出來ぬ。隊長などの類は主將よりゆるし給られは。執る事を得べからず（中畧）。左以波以といふ物は。神に奉る幣帛より出し名なるべし。軍陣に幣捧る事は。我國のふるき俗也。これすなはち。九萬八千の軍神を祭るの義也とぞ。鎌倉殿はじめ伊豆國より兵を起して。相模國石橋山に陣どり給ひし時。永江藏人賴隆白幣を上箭に付て。御後にさふらひしも。此義にぞあるべき（東鑑）。過にし比上洛せし時に吉田の二位兼敬卿に。軍神勸請の幣と云ふ物の事を問しに。家に傳ふる事侍りと答られたりき。さらは其戰の急なるに臨て此幣執て軍を指麾せし事などの有しより。事起りたらんもしるべからず。犬追物の時に神に進らせし幣を執て。指麾する事は侍り。巫祝の輩が神を祭るに幣とりて祝詞まいらする始に再拜々々と云事のあるを聞きて。今も幣をは。再拜ともいひ。御幣なともいふによりて。祓串をば三幣などいふも。すべてこれ。かたくなゝる俗よりいでたる名なれば。正しき文字もあらず。今は世に采幣などかく人あり。しかしたゞありしまゝに。再拜とかきたらんが。まされるには。其文字の雅ならん事をもさめば。麾の字用ひなんには。しくべからず。但し我見たりし所は。左以といふ物は。左以波以といふ物の制には。少く異なるに似たり。此物を執て。軍を指麾せん事も。そのことばも故實ありなどいふにや。」塵埃を攘ふ具にはたきといふあり。俗に采配とも云ふ。其形狀相似たる處ある故なり。

サイバム　在番

在番は。番とは順番を立てゝ事務に當ることなり。王朝の頃之を結番と云ふ。上下結番又は結番當直などの語當時の書に見えたり。又勤番とも云ふ。扨鎌倉の頃。學問所番。近習番。大番。格子番。問見參結番。廂番。早晝番。臺下番。出居番等の役向あり。其の說明は官制沿革略史に見えたれば略す。而して他地方に勤番するを在番と云又之に服務する士を大番役又大番衆と云ふ。

【鎌倉の制】鎌倉の頃。大番の制は官制沿革略史に見えたり云く。大番（大番役。又大番の衆とも稱せり）は。諸國より更番上京して禁闕を護衞し。洛中を巡警する武士を云。此も天元の頃。王朝に既く此職名あり（小右記に大番侍者と云稱を載せたる事第八條を見るべし。又古今著聞集にも。一條院の御時の事を載せて大番役の稱あり）。蓋し大寶の制に軍團の兵士。更番して京師に宿衞し。衞士となりし遺風なり。幕府創業の後は。諸國の守護地頭に命じ。其地の武士（所謂御家人と云者也）を徵發して大番に從はしむ（所領の多少に準じて勤役に等差あり）。其中にて權勢ある

人を以て頭人とし。統領せしむ此を番頭さ云ふ、從來大番の役は、三年を期として交代する事なりしに（これ古の衞士の制也）、頼朝改めて六ヶ月を限さす（承久記。北條記）、寶治元年。更に三ヶ月を限さして。二十二番に定む（東鑑）。建武一統の後。大番役の改正ありしに。幾程なく南北の爭亂起りて以來北朝にては。此役を置かれざりしかば。中絶に屬したり。但し諸家の臣に。大番さ稱する番士ありしは。鎌倉幕府に大番有りしを准據とせし者と見ゆ（幕府大番の事は第九條番衆の中なる大番の段を參考すべし。以上武家名目抄節略）。」篝屋守護人は。北條泰時執權たりし時、京洛の惡徒の橫行を鎭めん爲に。曆仁元年。始て京中の街衢に。四十八ヶ所の番屋を設け、京畿の武士。各一所を預り。其門族家人を率ゐて、守護を務とし、非常の事あれば、直に事に從へり。夜中警備の任なれば、番屋毎に篝火を燃すにより、この稱あり、仁治元年。篝屋の費を諸國の地頭に課す。五十町毎に錢五貫文なり。又大番遲參一ヶ月に及ぶ者には。過怠の罰として、千疋を徵し。篝屋の費に充つ。又篝屋ある辻毎に、大鼓一面を置き。近傍の民屋には。續松を川意せしめ。警備に充つ（東鑑。太平記）。時頼執權たりし寬元四年一度停廢せし事有りしかど。程なく復再興せり（葉黃記）。建武一統の時。此制を盛にせられしが（建武年間記）。足利氏柳營を京師に設くるに及び。義滿將軍の世より以下、いつとなく此事止みたり。」在京人は。もと職掌の名にはあらず。畿內。關西。すべて都に近き國々等。地頭。御家人等の內。京師に在住して警備の役に從ふ者の稱呼なり。在京人に在りては。大番役。竝に鎌倉祗候を免され。只管に在京して。六波羅の命令に從ひ。非常の事に備ふるを其務とせり。始は其國々の守護在京して。其麾を管知せし事もありしが。兩六波羅を置かれての後は。其所管となれり。此職掌は。頼朝の時に始り。北條氏の終まで。斷絕あらざりき。足利氏の世にも。始は在京人の稱有りしかど。幕府を京師に定めての後は。諸國の武士等。在京するが常の習ひとなりしかば（但し關東の武士は鎌倉に祗候せり）。其類を分くる事は无くなりき（武家名目抄節畧）。

【德川の制】旗下に大番組ありて、京、大阪。駿府、伏見等に在番す。又甲府勤番あり、又大名より加番をなすとあり、官制沿革略史に云く。大番は德川重代の士にして。江戶より交代し。京都。二條城及び大阪城に在勤し、護衞に備ふ。蓋し鎌倉の世の大番の遺風なり、故に德川幕府に於ても、其創定最も古し。天正十四年家康、秀吉と和してより。屢上京あり。十五年、從二位に敍し。權大納言に任ず。始て菅沼定吉（藤十郎）。松平康吉（善四郎）。渡邊重綱（久三郎）等を撰びて大番頭と爲し。參河國岩津、安祥。岡崎の諸代の士を統理せしむ。江戶に遷りて後、文祿元年二月。始て大番五組を定め番頭五人を補す、後六組、又十二組となす。慶長十二年三月。大番組より、輪次に城州伏見城を更替護衞す之を伏見の三年番と云ふ。同年閏四月、駿府に三組を分置す。後之を江戶に併す。爾後伏見、大阪。二條城等に分遣廢置屢なり、今これを略す（役人帳、仕官格義辨。泰平年表、職掌錄。武家名目抄。烈祖成績）、後大番頭の高を五千石と定む、兩番頭より轉じて之に補す、又萬石以上にして。帝鑑間。菊間。柳間。無城の家。及び交替寄合これに補する事もあり。故に總て一萬石の格式にして從五位下に敍す。老中の所管也、十二組にて、【番頭】十二人。番衆を統率し。人物を撰擧して、老中に上申し、要職に補せしむ、他の番頭皆之に同じ。一人宛每日營中に出勤し。又一人二丸に宿直す、【組頭】各四人。六百石高。番衆の願屆等を受けて。番頭へ達し。布告辭令を達す。外諸組の組頭皆同じ。【番衆】各五十人、二百俵高。各組に與力十騎。同心二十人つゝ附隸す、凡十二組の內。二組つゝ二條。大阪の兩城に、每年交替在勤す、江戶にては。番衆は營中、與力同心は。二丸の諸門を護衞す。番頭一人つゝ二丸に宿直す。又府內を巡行し。非常を護るを回り番と云ふ。番衆これを役す。當職は幕府旗本の中にて最も其器を撰びて補するなり（仕官格義辨。柳營秘鑑。官中秘策。職掌錄）。慶應二年十二月。大番五組を減す、是より先き既に二組を減ず。此に至りて僅に五組を存す（嘉永明治年間錄）。

【二條城在番】は二員あり。大番組番頭の任にして、各組頭四人、番士五十人を率ゐ四ヶ月代りにこれを務む。每年四月江府より上京して交替す（柳營勤役錄。柳營秘鑑）、寬永元年四月より創る（泰平年表）。慶應三年十二月廢す（嘉永明治年間錄）。

【二條城定番】は、城中及び門衞の事を掌る。初二條城番を置く。寶曆中廢す。此職と御殿番さを置き所司代に隸す。二員。持高役知百二十石たり、各與力十騎、同心三十人を附す御殿番一人、殿中に勤番す、四百石高。役知百石なり。坊主十七人を管す。二條城御殿は大樹上洛の時旅館とする處なり（柳營秘鑑。明良帶錄、嘉永武鑑）。

【大阪定番】（又城番と云ふ）は。大阪城の警衞を掌る。常に大阪城に戍在し。五六年に一度參府す。多くは大番頭より任じ。奏者番。若年寄に轉ずるを例とす。元和五年八月。始て二員を置く、小諸侯の任にして、與力三十騎。同心百人隸屬し、分つて京橋。玉造兩門を守衞す。延享以來。職祿三千俵を給す。老中の所管なり（柳營秘鑑。柳營勤役錄。遷任例。明良帶錄。役人帳）

【大阪在番】は。元和五年に始る。二員ありて、大番組より上阪し每年八月を以て交

禁す。各組頭四人。番士五十人づゝを率ゐる事。二條城在番に同じ。營中の鍵鎰を主りて守衛を掌り。又加番と共に大阪の市街。及び傍近の社寺を巡視す。老中の所管なり。同加番は寛永三年に始る。四員ありて。八ヶ月づゝ在勤し。中里。中小屋。青屋口。雁木坂の四方を守衛す。諸侯の任にして老中の所管なり(柳營秘鑑。官中秘策。柳營勤役録)。

【駿府城代】は。駿河國府中の城(今靜岡と稱す)に駐在し。駿府の庶政を綜理し。警衛に備へ。修理を督し。管内巡檢を掌る。凡此職に拜すれば。黑印下知狀を賜り。任に赴く時謁を賜ひ。時服羽織を給す。而して妻子を携へて在勤し。五六年に一度出府し。將軍に謁す。大番頭より拜任するを例とす。又書院番頭より任ずる事もあり。駿河城は。天正十五年。德川家康の建築にして。慶長十二年。伏見よりこゝに移る。薨後番城として城代を置く。寛永二年。駿遠甲三州を以て。家光將軍の弟忠長に與へ。駿府城に居らしむ。九年。罪ありて地を除く。十年二月。更に城代を置く。從五位下に叙し。職祿二千石なり。勤番三十人(組頭一人。職祿三百俵)。與力十騎。同心五十人あり(柳營秘鑑。明良帶録。職掌録。役人帳。駿河國志)。

【駿府加番】は。萬石以上一人。寄合衆の内二員。每年九月を以て。交代して駿城に在り。城代を輔く。寛永十年に始る(同上)。

【駿府定番】は。駿城の守衛を掌る。始留守居番と云ふ。寛永九年此職を定め。一員を置く。元文三年以來。千石高。職祿七百俵にして。與力十騎。同心五十人これに隷す。(同上)。

【甲府勤番支配】は。甲府城内に駐在し。城を守護し。勤番を統理し。兼て訴訟を裁決す。關原亂後。家康の子義直。秀忠の子忠長。家光の子綱重等交々この地に封ぜられ居城とす。その間或は番城となれば。城代を置けり。寶永二年。柳澤吉保封ぜらるゝに及び番城を廢す。享保九年。その子松平吉里を和州郡山に移すに及び。七月更に此職二員を置き。老中の所管とす。從五位下に叙し。三千石高。職祿千石なり。同八月。小普請組の中より。二百人を擢て勤番とし在住せしむ。二組に分つ。五百石以下。二百石以上なり。後には率ね貶謫者の任となる。組頭各二員。職祿三百俵なり。各與力十騎。同心三十人を隷す。(官中秘策。明良帶録。省中雜史。仕官格義辨。甲斐國志)とあり。」又明和二年九月。野邊正博の筆記せるものに曰く。

【大御番伏見三年番】天正十八年八月朔日。關東御打入被遊。早速功臣之城地を被下。御近習外樣之軍士五つに御割被遊ける。五人の組を被仰付。壹人宛組中を引連。伏見之御屋敷へ年々交代に相勤候。是を伏見番と申。又大番とも唱申候。五人之頭は上州箕輪拾貳萬石。井伊兵部少輔直政。上州太多喜拾萬石。本多中務大輔忠勝。上州館林拾萬石。榊原式部大輔康政。上州厩橋四萬石。平岩主計頭親吉。上州鳴海貳萬石。石川長門守康道。」文祿元壬辰年二月二日。朝鮮陣始り候に付。江戸御城御出馬被遊。肥前國名護屋へ御出軍被遊候。從軍壹萬五千餘騎。此節大御番頭五組被仰付候。一組に五拾騎。弓鐵砲與力同心被下候。右頭麾御免。大御番三組つゝ。四度に被仰付候由書たるもの有。しかれ共。年月不相知。武德大成記に此節五組一度に被仰付候由記之。出陣御供仕候。」伏見御城は。太閤秀吉公文祿三年御築被成。御在城に被成候故。御城近邊諸大名宅地渡り。東照宮御屋敷有之候。今右御屋敷跡は不分明。御城跡は桃谷とて桃林になり。天守跡といふ處も有之候。慶長三年秀吉公薨御之後。此御城に被成御座候。大阪御城中西丸にも被成御座候。西丸も只今は御城代屋敷と雖とも。昔は只今の如くにては有之間敷候。」慶長五年上杉景勝御退治御下向跡にて。伏見の御城落城。天下御一統後御修覆有之。慶長十二丁未年閏四月。松平隱岐守定勝(神君異父弟。本名久松)。伏見之城代被仰付。西丸に居住す。大御番頭兩人(渡邊山城守。水野市正)。組中年壹年にて出入。三年にて交代す。元和三年迄相勤。十一年の間なり。文祿元年より慶長三年迄七年。名護屋出陣にや。但其内御歸洛の事も候間。大御番には歸洛仕候哉不相知。慶長四年より同十一年迄。伏見番も無之候歟。又七年の間なり。元和三年伏見三年番止。一年交代と成。其節之組(高木主水正。阿部左馬之助)。同四年一年交代止(水野備後守。牧野内匠頭)。」元和五年伏見番爲代。大御番始る。伏見御城は破却有之。大阪御城代屋敷書院は。伏見御城中御殿之材木之由。依之伏見番と申候。御屋敷と御城との差別有之候。」【大阪冬夏兩度御陣】東照宮御末年故。大御番十二組相揃申候事必定なり。兩度とも御供出陣仕候哉。伏見には殘り申間敷候。此義不分明。夏御陣御先手之間違候哉。台德院樣御下知にて。高木主水正組と。阿部備中守組備申候に付。組中に高名討死も御座候間。宮庄五郎。上林又一郎等討死仕候。右之外は御旗本之先備に。大御番手に逢不申と相見へ申候。」關ヶ原御陣にも。江戸御出陣之節。此度手に逢候はゝ。五百石宛可被下由上意有ける故。皆勇み進み候得共。先手大名御譜代一手切之諸將相働。石田小西を追拂候間。御旗本大御番手を空く仕候由。舊記に有之候。」伏見三年番物成は知行にて被下候哉。收納を嚴敷取候間。百姓共願候に付。御藏渡りに成候由。但大和物成と申勘定にて被下候と。古人之申傳候。其例にて大阪二條とも四つ物成にて被下

候と承り及び候。大和物成さ中勘定。御兩分之事に候由。」三年番之内は、下女をも召仕、男女子とも致出生候。大阪二條にても。せんたく女さ號し。妾を召仕置候。右妾之內輕き公家衆の娘抔有之候由申傳候咄も有之候、二條在番初に。組々より援人にて。三拾人登候節の事にも候はん哉。組登りに成候ては。左樣之儀可有之樣に不被存候。出方部屋さ申女部屋も。小屋之內に有之抔と申習はし候、人も有之候得さも。右三拾人の時にもや候。無覺束事也。往古伏見三年番之節は。上代之事にて。諸事只今之格例には成兼可申候。中古にさへ御城外に風呂屋有之。風呂入に出候故。今以風呂屋札さ申札。番頭より相渡候。又大阪御番より有馬へ湯治に參り、二條御城內より嵯峨大井川へ水あびに參候事抔。只今には格別なる事にて候得とも。二條大阪兩組登り成御小屋の內下女召仕候儀如何存候。」二條西御門前市小屋の主しは伏見三年番の節に御番衆目を懸候者之。二條西御門通に參候に付。面々より合力をも致し遣候例の由。今以少し宛米抔さらせ候。」大御番と申稱號。上古より唱候。東鑑抔にも大番役と申儀相見候。」古人の咄。大御番計與頭四人有之事は。大御番十二組。番頭は御旗本御備立の御先手なり。依之三拾六組の弓鐵砲頭故。大御番頭の下知に付候故。若鉄ヶ有之候時は。與頭代り與力同心を引廻す。仍之與頭より平日も弓鐵砲頭に被仰付。俗に是を鑓先手さ云。是は武頭(モノ)と云者なり。武士をものゝふさいふ和訓あり。今は物頭と云。與頭貳人は組に有之。貳人は軍使を勤。又武頭の代倶なる爲とて。皆是大御番頭先手なる故なり。御太平にて古實を失ひ。其事知る人稀なりさ語られし。」古人と認候は。予か老父なり。八十九歲にて寶曆二申年十一月二十五日死。」右御三城竝駿河伏見番の儀。諸記錄の端々に出て。皆人存る事なから。爲見合一册に書拔者なりさあり。」二條及び大阪在番の年割は青標紙の在番詰控鑑中に載せたり。十二組の內を每年二組づゝ派遣し。大阪は八月八日より十二日迄を交代期さし。京都は四月十二日より十七日迄を交代期としたり。

サイバム　裁判は。犯罪を糺彈する事を云ふ(ガウモム參看)。上古は上天子より下一個人に至るまで。其の臣隷奴僕の罪ある者をば。自ら糺彈し又自ら之を執行したり。其の國家的重罪に至ては。衆議を以て罪を決めたるこさ。素尊の暴行を群神の議を以て斷じたる例にて知るべし。又曲直の不明なる時は。神の力を借りて判せし事。日神と素尊と劔玉を相替へて子を生みし例、又豐玉姬か產屋に火を放ちて。產兒の燒けざる證を示せし例。武內。甘內兄弟が湯を探りし例などにて知るべし。雄略帝。武烈帝の如きは。刑名を好みて自ら罪人を糺彈し。雄略帝の時の匠人は歌を詠みて。死一等を減ぜられたり。是歌を詠みて罪を免されし始なるべし。上古部曲の制ありし頃には。其の首長は其の裁判權を委任せられ居りしなるべく。又上等裁判は天子又は攝政之を裁判せしなるべし。攝政廐戶皇子が一時に八人の訟を聽きし談なさ以て證すべし。天武紀に刑官をウタヘノツカサと訓ませ。糺職大夫をタヾスツカサさ訓み(彈正臺の類)たり。尋いで大寶令にて。刑部省を置き、天長中檢非違使を置く。其職制はカムゴクの部に載す。鎌倉の時。問注所以下を置く。其職制。」問注所。訴訟を聽決す。執事寄人の官職あり。」評定所。訟獄に陪議す。其官吏を評定衆。引付衆と云ふ。」越訴奉行。控訴を裁定す。」六波羅。西國の司法を統轄し。守護地頭の吟味上申する所を聽斷し。又領地境界等民事に關する訴訟をも斷決す。」守護地頭。罪人を逮捕し、之を專決す。」管領。訴訟を人民より受け。之を奉行に下して裁判せしむ。」評定衆。訴訟を決斷するとを掌る。」引付衆。評定衆に畧同し。」侍所別當。盜賊を逮捕し諸の犯者を檢斷することを掌り。兼れて絞斬。拷問等の事を行ふ。」訴訟奉行。控訴を裁定す。」德川氏に至りて。明正天皇の寬永十二年。將軍德川家光評定所を置きて訴訟を裁決す。其の未だ評定所の設なかりし時は。老中は町奉行の廳に臨みて訟獄の事を聽きしが。明曆大火の時、老中の第また火せしにより。傳奏使館を區畫して刑廳となし。老中。寺社奉行。大目附。町奉行。勘定奉行參列して訴訟を裁決したりき。然れさも大事に至りては將軍の親裁を仰ぐを例させり。每月六會ありて。之を式日さ云ふ。寬文年間之を分ちて式目とし。老中之に莅み。其の三日は內寄合と稱して。三奉行の第にて聽訴せり。此の頃より。刑廳を名けて評定所と云へり。當時刑事に參りし官衙及職員を擧くれは。左の如し。」老中。德川幕府の執政なり。」寺社奉行。寺社の訴訟を決斷す。」町奉行。工商市人に關する訴訟を決斷す。」勘定奉行。土地百姓に關する訴訟を決斷す。」大目附。目附。監察を掌る。」火附盜賊改。放火若しくは盜賊犯の者を追捕することを掌る。」所司代。京都に置きて。朝廷に關する諸般の事を掌り。及近畿の民政をも掌るものなれば。爭訴を聽くを其中にあり。」城代。大阪及駿府に置かる。主將の代さして。城に留守し。其の地方の訴訟を裁判するものなり。」代官。德川氏の所領に置きて。其の管內の訴訟を決斷し。勘定奉行に附屬す。」斯く寺社勘定町の三奉行は。各其の專一に管する所あれとも。若其の所管を異にする所あるときは。三奉行共に評定所に會決することゝせり。又所司代。城代に至りては。其の權評定衆と徑庭あるとなし。當時順序を經ずして。上等裁判を乞ふものは。之を罰するの法ありしも。籠訴。直訴など

サイハ

稱して長官に向て越訴をなしたる例あり。其訴訟者は罰せらるゝも其の訴件は事情によりて採用せらるゝ事ありき。下総公津村の百姓宗五郎の如きは、領主堀田侯の苛政に付き。將軍に直訴したる爲め、堀田侯の爲に刑せられたるも。爲に訴件は採納せられて。堀田氏は改易せられたる例あり。德川氏の時裁判に長じたる吏あり。伊達氏の繼嗣事件に付き、老中松平伊豆守の名裁判あり。老中板倉伊賀守の茶碾を挽きつゝ糺彈をなしたる逸話あり、また天一坊事件に付き。町奉行大岡越前守が明斷あり。又曲淵甲斐守。遠山左衞門尉の二人は大岡忠相と共に德川氏三名奉行と稱せり、是等の名士は其の裁判に拷問を用ふることなく。證據と口供甘結とを兼ね採りて裁斷したり。而して其の他の裁判官の時に於て拷訊は常に行はれ。賄賂の行はれし事は屢〻耳にする所たり。公事師なる者ありて。訴訟代人となり、健訟の弊多く行はれたりき。明治の初貨賄の事跡を絕ち。口供甘結主義採用せられ。拷訊は大に減じたるが。刑法制定に至て。その事止み。證據裁判主義採用せられ。民事には代言人あり。刑事には辯護人あり司法官の獨立を重せられ。判官は天皇陛下に代て裁判を行ふ事となれり、裁判官の官制及裁判所の管轄は。明治元年始て刑法官を置き知事。副知事を置く。明治二年七月八日刑部省を置き。卿。大輔。少輔等の外に大中少判事。大中少解部を置く。四年八月十日官制を改め。更に大中少判事。大中少解部の官等を定む。同年十月二十四日判事。解部の等級を改む。同年十二月二十六日司法省中に東京裁判所を置く。五年二月三日東京開市場裁判所を設く。同年八月第二百十八號を以て裁判所を區別して臨時裁判所。司法省裁判所。出張所裁判所。府縣裁判所。各區裁判所の五種とし。司法省裁判所以下の職制を定む。八年五月第七十三號布告を以て。正權大中少判事及解部を廢し。更に一等判事より七等判事まで。一級判事補より四級判事補までを置き。官等を定む。同年四月第五十九號布告を以て【大審院】を置き上告を審理せしむ。同年五月第九十一號布告を以て。大審院諸裁判所職制章程竝巡回裁判規則。判事職制通則を定む。同年同月第九十二號布告を以て【上等裁判所】を東京。大阪。長崎。福島の四箇所に置き。全國を四區に分ち。東京上等裁判所以下の四上等裁判所をして管轄せしむ。即ち今の控訴院なり、同年八月第百二十七號布告を以て福島上等裁判所を宮城に移す。九年一月十七日府縣裁判所判事長の等級を廢す。同年四月司法省第四十七號達を以て糺問判事職務假規則を設く。同年九月第百十四號布告を以て府縣裁判所を改て地方裁判所を二十三箇所に置き。全國を二十三區に分ち之を管轄せしむ。尋て第百十五號を以て。各上等裁判所管轄を更定す。同年同月司法省第六十六號達を以て。區裁判所を置き區裁判所假規則を設く。十年二月第十九號布告を以て。大審院諸裁判所職制章程を改定し。巡回裁判規則竝判事職制通則を廢す。同年五月司法省丙第十號達を以て糺問判事職務假規則第五章中を改む。同年六月第四十六號達を以て。一等判事以下四級判事補までを廢し、更に判事。判事補を置き、官等俸給を定め。第四十七號達を以て。大審院諸裁判所大中少屬を廢し。更に屬官十等を置き。官等月俸を定む。同年七月第五十四號達を以て。判事の等級を廢す。同年十二月第七十二號布告を以て琉球藩を大阪上等裁判所の管轄とす。十一年九月第二十三號布告を以て札幌裁判所を置き宮城上等裁判所の管轄とす。十二年五月第十七號布告を以て小笠原島を東京上等裁判所の管轄とす、十三年七月第三十七號布告を以て治罪法制定により　刑事裁判所を高等法院。大審院。重罪裁判所。控訴裁判所。輕罪裁判所。違警罪裁判所の制と爲す。同年八月司法省丁第十七號達を以て。區裁判所假規則第八條に但書を追加す。十四年十月六日。上等裁判所。地方裁判所の制を廢し。更に全國に控訴裁判所七箇所。始審裁判所九十箇所。治安裁判所百八十箇所を置き。各裁判所の管轄區畫を定む。同年同月第五十六號布告を以て、小笠原島裁判事務を當分東京府出張所に屬し。東京控訴裁判所の管轄とし。第五十七號布告を以て。伊豆七島裁判事務中。民事百圓以下。勸解竝違警罪を當分該島吏へ委任し。其他東京始審裁判の管轄とす。同年同月第九十二號達を以て。大審院裁判所諸屬を廢し。更に書記を置く。同年十二月第七十六號布告を以て、始審裁判所七箇所を廢し。重罪裁判所の管轄區畫を定め。第七十九號布告を以て。北海道及沖繩縣裁判事務を其官廳に屬し。北海道は函館控訴裁判所。沖繩縣は長崎控訴裁判所の管轄とす。十五年三月第十八號布告を以て。從前の治安裁判所三箇所を廢し。更に治安裁判所三箇所を置く。同年六月第二十八號布告を以て。始審裁判所二所を增置し。治安裁判所四所を廢し。更に七所を置く。同年十二月第七十一號布告を以て。治安裁判所五箇所を廢す。十六年一月第二號布告を以て始審裁判所本廳四十九所を廢し。支廳四十七所を置き。治安裁判所三所を增置す。十九年五月勅令第四十號を以て裁判所官制を定む。二十三年二月法律第六號を以て裁判所構成法を定め。大審院に院長。檢事總長。判事。檢事を置き。各控訴院に院長。檢事長。判事。檢事を置き。地方裁判所に。所長。檢事正。判事。檢事(判檢事には試補あり)を置き。區裁判所には判事。檢事を置く。二十三年二月裁判所構成法を以て。從前登記所にて取扱ひし登記事務を區裁

判所にて管理す。三十二年一月區裁判所にて戸籍の事務を管理す。行政裁判の事は行政裁判所の條に出す。領事及び島司の裁判權は共に其の設置の時より委托せられたる所にして。警察官の違警罪を即決し。司法檢察官の代理となるとも治罪法制定の時より規定せる所なり。

サイバラ 催馬樂(風俗舞)は。其の起源時代のこと。催馬樂譜入綾に委し。今其の要を摘抄せん。或樂家記錄曰。神樂催馬樂之事。家傳曰。淡海三船撰レ之多氏へ相傳ふ。右近將監多自然麻呂。神樂催馬樂之祖也云々といへり。今此傳に就ていはゞ彼淡海眞人御船と云し人は。元正天皇養老六年に生れ。聖武天皇天平年間を經て。桓武天皇延曆四年に卒せられたれは。かの催馬樂を撰へりしは。寧樂朝の末つかたばかりの事とすへし(中略)。さて郢曲秘抄風俗裏書云。催馬樂本路頭巷里之謠歌也。然而後好事之士女。取以爲二彈琴歌曲一。故其歌由來甚有二古代一。有二中世一。厥後更奉二諸國一。謂二之風俗一。又後代謠歌。謂二之今樣一。催馬樂。風俗。固是一也。遂翫二於宮中一已久矣とある。まことにさりけらし。おもふに神代より。上に雅樂ありつれは下にも謠歌ありしこと。歌を上下おしなへてよみ來しと同じ。又其街衢の謳歌を。上たる人の取てまねひうたふ事も。今世にして。下さまのはやりうたを。よき人のおまへにても。うたふことあるにおなし。是皆今めかしきにうつり。めづらしきを。もてはやす人情。今もかはらさる所也。然れは。かの淡海御船撰とあるも。只そのかみ巷の謳歌をあつめて。多氏にあたへて。節を付させしを云にて。新に作れりといふにはあらさる也云々(已上)。此說よろし。さて古書ともに神樂。催馬樂と竝へ稱して。專ら一つ物の樣にしるしつれと。神樂は神代の神遊なり。催馬樂はそれにならひて。下々もそのほとほとの遊ひし。歌舞ひしけるを。一種の樂譜にはなせしものなること。橘氏のいふ所のことし。續日本紀に。聖武天皇天平十四年正月。六位以下等鼓レ琴歌曰。新年始爾。何久志社。供奉亘米。萬代摩堤丹。とあるも。此時催馬樂の名は見えれど。今の譜中に收めたる新年の曲也。其名の史に見えたるは。三代實錄貞觀元年十月の條に。廣井王のことをいひて。特善二催馬樂一とあるぞ。はしめなるべき。また續紀にある。風俗舞(下にいふへし)といふも。催馬樂と同樣なるものゝとは。上に引る郢曲秘抄に。催馬樂。風俗。固是一也。といへるにてしるべし。神樂催馬樂の樂器は。笛。篳篥。笏。拍手のみにて。外の樂器は用ひすと。その書ともにいへり。さて催馬樂といふ名義の事。諸說ありて。昔諸國より。貢物を大藏省へ納めし時。民の口ずさみにうたひけるうたなれは。催馬樂とは名づくるなり(梁塵愚案鈔)。また神樂に前張あり。それが拍子にうたふ故に。是もさいばりの名を負しものなり(催馬樂考)。また催馬樂と云名は。其初についでたる。吾駒の歌によれるものなり。其うたは伊天安加己末云々。こは本萬葉集十二に。乞吾駒 早去欲 亦打山 將待妹乎 去而速 見牟とある歌なり。初の二句。馬を催す詞なるをもて。催馬樂とは名つけたり。樂は唐の樂曲ともの名に某樂といふによりて。添たるにて。やがて其字音をとりて。亘とよぶなり。さて吾駒のうたを初とする故に。其名をもろもろの曲の總名とせるなり(長瀨眞幸の說とて玉勝間に載せり)。按るに。諸說のうち玉勝間にいへる說ぞ。よろしくおほゆる。凡物の名をおほする事。たとへは漢籍論語の開卷に。學而時習レ之云々とある。學而の二字を取りて。その一篇を學而と名づけたると同しく。已に神樂の中にも。大前張。小前張といふあり。これはその前張のうたに「さいばりに衣はそめん雨ふれど。うつろひがたしふかくそめては」といふ歌曲より。大前張(七首)。小前張(九首)の。總名とはなれるが如し。しからは。催馬樂の名は。吾駒のうたより取りしといふ說に。したかふべし。樂は唐の樂曲の某樂の樂なる事論なし。因にいふ。樂の字の事 東海談(篠崎東海著)に。樂の太平樂。五常樂のらくはがくの音なるべしと。疑ひつきし故。或樂を嗜れる先生に。如何と問けれは。彼先生なるほど。太平がく。五常がくと唱ふへき事なり。らくの音に誤れるは。王政衰へて。禮樂すたれ。樂人文盲に成りし故。らくと誤り唱ふと言はれ。予我疑のつきしを誇りあへりしに。其後京師に往し時。東涯翁の門人奥田總四郎に。こまごまく話しけれは。總四郎言れしは。否々左樣には有まし。即らくの音にてよし。通鑑梁紀に。らくの音にして有と。乃梁武紀を見れは。爾朱榮回波を奏して出といふ下の。胡三省か註に。樂音洛とあり。然らは則樂家に唱來れる如く。らくの音に唱ふべき事勿論也云々(已上)といへり。これも心得おくへき事になむ」。小中村氏の音樂史云。催馬樂は素と路頭巷里の謠歌なるを。唐樂專ら行るゝ世となりてより。其音調により。其時代の人の好尙に協ふべく譜を定めて謠ひしを。何事も今めかしきに移り。珍らしきをもてはやす人情は。昔も今も替らざれば。終には高貴の翫びとはなれるなり。されば雅樂寮にて我國の古風を謠へる大歌のやゝ廢れてより。催馬樂風俗の歌と一變したりと云ふべし。三代實錄貞觀元年の條に。侍從廣井の女王特に催馬樂歌を善くす。諸大夫及び少年好事の者。多く就てこれを習ふとあれは。此ころ專ら行はれたりし事いちじ

サイハ

ろし。今傳ろ催馬樂は。一條雅信公の撰なり云々。此譜の中には。大嘗會の時國司の出せる風俗の歌も交れり。三十一言なるを延したると。然からざるとの別あり。男女の間を述て猥褻なるもあるは。もと里巷の謳歌を取し故にもあるべし。催馬樂の名義は。譜の初めに序たる吾駒の歌は。馬を催す意の詞なるを以て。かく名づけたりと長瀨眞幸がいへる說を。玉勝間に載せたるが宜しと思はる。舊說に諸國より貢物を大藏省へ納めし時。其馬どもを曳し民の口ずさびに謠ひける歌なれば。しか名けたりとあるは信じ難し。さて弘仁承和以來。唐樂盛に行はれしかど。舞樂のみにて謠ひ物なきにより。內々の御遊に舞なき時は。唐樂の曲と。催馬樂の歌と。代る代る行はせ給ひて。宴遊の興とせさせ給へり。例せば安名尊の(催馬樂)爲の破(樂曲)。席田(催馬樂)賀殿の急(樂曲)。伊勢の海(催馬樂)萬歲樂(樂曲)と順序して奏するが如し。後の亂世に此曲暫く絕たるを。寬永三年二條城行幸舞樂御覽の時。四辻大納言季繼卿に命じて。催馬樂を興させ給ひし事樂家錄にみゆ。」續日本紀 新年始爾云々(前に見ゆ)は。今の催馬樂譜の呂歌に收て。新年の曲とし。光仁天皇龍潛の時。葛城の寺の前なるや。豐浦の寺の西なるや云々と童の謠ひたるは。天皇登極の徵也と。是亦續日本紀(三十一)。に載たるも。催馬樂譜の呂歌に收て。葛城の曲とせる類は。郢曲秘抄にいはゆる。甚古代のものにして。はやくそのかみうたひそめつる一つの證とすべし。」或樂家記錄に。神樂催馬樂の曲は。淡海三船撰といふ說あり。三船は元正天皇の養老六年に生れて。桓武天皇の延曆四年に卒したれば彼催馬樂を撰べりしは。奈良の朝の末つがたばかりの事とすべし。按するに此時いまだ當今傳來せる如く。六十餘曲に定まりたるものとも覺えれば。此說は覺束なし。」貞觀元年十月二十三日。尙侍從三位廣井女王薨。廣井者二品長親王之後也云々。廣井少修二徳操一。擧動有レ禮以レ能レ歌見レ稱。特善二催馬樂歌一。諸大夫及少年好事者。多就而習レ之焉。至二于殂歿一。時人悼レ之とありし。催馬樂の其以前(貞觀元年は淸和天皇即位の歲)より世に弘まりて有し事知るべし。今傳る催馬樂譜は。何れの時代に撰ばれけんと按するに。催馬樂譜相承曰。左大臣雅信公。號二一條一又號二鷹司一。音樂堪能一代之名匠也(見大鏡)。催馬樂譜。此大臣作レ之。是藤家元祖也。同笛譜卷尾曰。或抄云。延喜二十年依二勅定一。右近少將藤原忠房。作二催馬樂譜一。云々。然而多分說雅信公所レ作也云々とあれば。神樂譜と同じく延喜の頃定りたるものなるべし。また催馬樂に古へ二流の傳來あり。左大臣雅信公の傳を藤家といひ。式部卿敦實親王の傳を源家といふ。催馬樂は堀河天皇御宇の頃。朝覲行幸。御遊御賀。其の他宴興の音樂として盛に行はれしとなり。(ギョユウの部參照すべし)。催馬樂の古本は。天治本を始め何くれとあれど。律呂の序と曲名との異同あり。今梁塵愚按抄に從ひて。曲名を擧ぐべし。我駒。澤田川。高砂。夏引。貫河。東屋。走井。飛鳥井。青柳。伊勢海。庭生。我門。我門乎。大路。大芹。淺水。刺櫛。鷹子。逢路。道口。更衣。何爲。鶏鳴。老鼠。隱名(以上を律の歌とす)。安名尊。新年。梅枝。櫻人。葦垣。山城。眞金吹。紀伊國。葛城。竹河。河口。此殿者(此殿西か)。此殿奥。鷹山。美作。藤生野。妹與我。淺緑。青馬。妹之門。席田。大宮。總角。本滋。蓑山。眉止之女。酒飮。田中井戸。無力蝦。難波海。鈴之川。石川。奥山。奥々山。我家(以上を呂の歌とす)。右の內。大嘗會の時の國司の出せる風俗の歌も交れり。三十一言なるを延したると。然ならざるとの別あり。男女の間を述たる。或は猥褻なるものあるは。もと里巷の謳歌を取し故にもあるべしとあり。又拾芥抄にも樂曲の名を載す。則ち律歌(宸筆の本に我駒已下の四首無レ之)。高砂。夏引。貫河(藤家無之)。東屋(同)走井。飛鳥井。青柳。伊勢海。庭生。我門。我門乎。大路(或大道藤家無)大芹。淺水。橋。刺櫛。鷹子。逢路。道口。更衣。何爲。老鼠(或號二西寺一源家無レ之)我駒。澤田河(狹鰭河)鶏鳴。陰名。」呂歌安名尊。新年。梅之枝。櫻人。葦垣。山城。眞金吹。紀伊州。葛城。竹河。河口。此殿。此殿之。此殿奥。鷹山。石河。美作。藤生野。妹與我。淺緑。青之馬。妹之門。席田。大宮。總角。本滋。蓑山。眉戸自女。酒飮(さけをたうへて)。田中井戸。無力蝦。難波海。奥山。奥山爾。鈴香河。我家。又音樂畧解に云。催馬樂も風俗歌の一種にして其起原甚舊く(中畧)。其後光格天皇の勅に因て又其拍子を一變せり。今に至ても中古改作せし者は依然と猶存すれ共。平生用る所は。光格天皇の改作に係る者多し云々」催馬樂の樂制は總て唐樂に倣ひて製曲せられたり。則ち歌調を以て骨子とし。笏拍子。和琴。笛。篳篥。笙。箏。琵琶等の樂器は其從たり。旋法は律呂の二種より成り。拍子亦頗る整然として五拍子或は三度拍子の名義を以てす。節度甚だ完全也。されどこの五拍子は今日の所謂る五進若は三進拍子の類にあらず。畢竟一大節をいふにありて。各小節の拍子は總て單純の二拍子なり。而して其進度は頗る緩徐なり。按ふに催馬樂がたとへ唐樂の旋法に倣ひたりとするも。吾國獨特の妙趣は減殺されたるに非ず。却て一種の風韻を備へ正しく唐樂に愬ちざる價値あり。殊に優美婉曲なる點に至りては優るとも劣らざるなり。所詮は音樂の最進したりし平安朝特有の歌曲として正に誇るに足るべきなり。

サイフ

財布は。金錢を入る囊也。欝金木綿。麻又は縞木綿にても作り。細

を付く、紙幣の行はるゝに及び、財布のみにては不便なるにより。紙入に貨幣を入るゝ事となり。錢は蝦蟇口に入るゝ者多し(巾着參看)。

サイフク 祭服は。王朝の頃の禮服なり。德川氏にも大禮の日のみ上下を用ひずして之を禮服に用ひしが。明治の初再び之をのみ用ひ。後洋服を禮服と定むるに及んで。衣冠烏帽子直垂の類は。祭祀の時に用ふる服と定められたり。禮服を參看すべし。

サイモク 材木は。家屋等を建設する材料として伐採せし樹木なり。古昔は皆な黑木の儘にて用ゆ。明治十八年二月の官報に。材木商の起原を記して云。材木商は。元和の頃大阪立賣堀に開業するものを以て權輿とす。問屋貳拾戶。仲買人員は定らず。其產地は尾張紀伊を以て最とし。四國之に亞ぐ。荷主より問屋に致す木材は概ね送荷にして問屋より注文品は甚稀なり。仕切金は荷着の上荷主方へ送るを例とすれども。時としては問屋より資金を荷主方に回すことあり。其の節は別段約束書を取換はすものあり。之を仕込金と謂ふ。其の金額は概ね時價の六分若くは半金にして其の着荷期限は地方の遠近に於て各〻遲速あれとも要するに六箇月を以て度とす。荷着の際問屋は賣捌方に注意し。先つ開市の前日に紙札を店頭に揭け書して曰く。某日某地產の木材何種糶賣をなすと。乃其の日に至り現品を河岸に陳列し。問屋竝に賣方。帳附方。仲買等相集りて價直を評定し。而して賣買のことを行ふ。此の時帳附は記して曰く何品何個は某仲買に賣渡すと。越えて翌日に至り問屋は必ず賣端書を造り仲買に渡すものとす。現品は仲買にて直に引取ると引取らさるとに拘らす其の所有權は既に仲買の手に移るなり。又問屋の荷主に對するは市の價定りし後。直に仕切書を作り仕切金を渡し。此際總に內金を回附せし分あれは之を引去り殘金を計算して帳簿上へ完結す。問屋にて得る所の口錢は凡壹割にして諸費即陸揚賃仲仕賃の如きも亦此中に含むと謂ふ。或は仲買より問屋に對する拂方は凡六十日目に皆濟するを以て例とす。但し材木商に二三種あり。糶賣。入札。小向賣是なり。糶賣とは前條の方法に由り。入札は買方の者各自紙中に姓名を自記捺印し賣方たる問屋に渡し。其の高價の札に當るものゝ買取る所とす。小向賣は一名算盤賣とも謂ふ。即ち小賣のことなり。材木商にて古來最も有名なるは大阪にて岡本三右衞門(淀屋辰五郎の先祖。始め大和八幡に在り)。江戶にては奈良屋茂右衞門。紀伊國屋文左衞門等なり。

サイモムヨミ 祭文讀。(セツキヤウサイモム。カマバラヒを見よ)

サイレイ 祭禮。此條は神社の祭禮に就て。邌物屋臺および警固等。古今のうつり變りあることを始め。すべて祭禮に付ての雜事を蒐め記す。古昔より三都を始め諸國ともに。其所々の神社大祭なきはなし。就中京の祇園祭。大阪の天滿祭などは。最壯觀なり。今玆には專ら東京地方の神祭に就て其習俗を示す。

【警固の衣裳】町々より邌物を出すとき。それに附添ふ所の警固といふものあり。町內の家主などのする所なり。天保頃は一樣に花笠を冠り。黑の紋付。曙染の上下を着。袱紗を杖の握りにかぶせて。之れをつき。福草履はきて出でたり。明治以後は杖は廢り。衣服も通常の羽織袴にしたるが多し。これは古昔は女の衣服を着しと見ゆ。用捨箱に。飛鳥川に曰。昔本所邊の祭禮には。女中の衣類を借て着たりといふ事あり。飛鳥川といふ書種々あり。是は文化十二年に九十三歲の老人の筆記なり。逆算すれば翁は享保八年の生なれば。享保の末元文の頃を昔とはいはれしなるべし。俳諧太郎河(享保十五年印本)。前句「番屋畠の已見ぬ秋。午寂」。附句「小野照や君が袂に黑い腕。同」。附は三句めの秋なり。小野照の宮は下谷坂元。祭禮九月十九日なり。君が袂に黑い腕とは女の衣を借着したる事をいひて祭禮を聞せ。秋季の句にしたるなり。前の翁の筆記を見されば。此句祭禮とは聞こえず。祭禮と聞えざれば秋の季をもたず。後世には解し難きいひさまながら。熟あぢはへば昔の質素を見るに足れり。」また三省錄に。露木直信話を載て。江戶の內何地にても。皇神の祭りにもねりものを出す程なれば。其處の市人のうち。家主と稱するもの上下を着し。これが跡に付したがひて警固す。安永四年八月十五日市ヶ谷八幡の祭あり。僕幼かりしが。この祭を見に行ぬ。此ときさまざまのねりもの有たり。その警固するもの紋付のかたびらに麻上下を着たり。一つ棧敷に居たりし翁これを見て申けるは。前年此神の祭の時は。警固の者女のかたびらに上下を着たるが。今は斯く美々敷衣服に成りぬと嘆じたりき。此時より漸く祭に出るもの華美に成て。天鵞絨錦などの衣服となる。天明の度淺くさ三社權現の祭に。天鵞絨の足袋をはきし者あり。見物のもの目ざましき事におもへり。今の時に至りては。女兒共平日はける木履草履のはな緒に。天鵞絨を用ゆれども。あやしと見るものなきに至る云々。」また一話一言に。祭禮に男の警固とて出し形粧は。女のもとより模樣ある麻のかたびらを借着して。其比はやりし白き縮緬の手細の腰帶をしめ。杖の上に縫物の包袱をつけてつき出し也。新に衣を製する事なし。予がおさなかりし時に見し市谷八幡。牛込赤城明神。穴八幡の祭など。みなかくのごとし。神田。山王の祭といへども。今の世のごとき美服

はなし。寶永祭りは見事なものさ。世にうたひものせし祭さへ。數寄屋町の仕様帳をみれば。黑き紬の小袖にて。祭のだしといふものゝ飾にも。茜染の木綿あり。その比の質朴思ひやらるなど。見えたるを以て。今古異なる趣を知るべし」とあり。手古舞さて藝妓又は花柳社會の娘又は小童に鐵棒持たせて警固するは。元消火夫が警固に立ちしを眞似る事にて。文化の頃にもや始りけん。今は消火夫は獅子頭渡御にきやりを唄ひて警固し。樂車には大概手古舞を附屬することなり。手古は手子にて消火夫の事なり。

【ねり物。出し、屋臺の事】ねり物は。靜に練り行く故の名なるべし。邌物と書けり。種々の扮裝して道路を渡すなり。嬉遊笑覽云、ねり物に屋臺さて夥しき高欄臺のうへに。人形あまたすゑ。立花樹岩石等の形を作り。牛二匹三匹を以て引しむるものは極て後來の所爲たり。傳馬町。麴町等御入國前よりの町々は。出しばかりを用ひて屋臺を渡すとなし。是を以て知べしなどいへり。五元集鶏句合。七十左「一番の勝を佐久間が吹流し」。判に云々。氏の御神の力なければ。勝方一番の祭をつとめ奉る云々（大傳馬町名主佐久間平八。元祿の後斷絶す）。異本洞房語園。山王神田兩所の御祭禮に傘鉾を出し、あたご參。汐くみなどは、禿の中にて器量をすぐり粧ひ出したれば、一きは目立てみえし、我衣に云ふ。やたいさいふもの正德年中まであり。其始は寛永頃よりも有けるにや。大に輿ある事になりしは元祿の頃より初りたり。享保年中御停止あり、やたいといふは一間に九尺ほどに床を作り。手すり高らんを付て、其内に人形二つ三つすゑて、すそに幕をはり、其内にて鳴ものをはやす、後には二間に三間ほどの大やたいをしつらひ、我勝に大形に成たり、明和元年川柳點「寄合をつけて踊子牛に乘せ」（難波にて櫓尻さいふもの是なり、されど牛車にはあらず）。元祿の頃までも俠客はやりて、此屋臺には必名ある者をやとひて乘らしむ。關東俠客傳。腕の喜左衞門さいひしもの、神田明神の祭禮の屋臺の端に乘りしが、野邊の忠三郞といふ目あかしをきり殺すと云り。」さり猿の造り物の外も、今は次第定りたれど。番附の札を年番の町年寄役所にてしたゝめつかはすとは、そのかみ役所にて次第を年々に定めたる故なり、今も祭禮の時申渡の中に、此方より渡す番付札の順と云とあり、今は其仔細をしらざる名主などもあり。」我衣に。祭禮のだしは。本來出しあんどうとて、火をともして宵祭をもさゝし。當日神輿を送るに用ひたり。然るに祭禮晝をもさゝするに至て行灯を用ひず。依て其の形を表し。今に至て胡粉にて塗やうにはなりたりさいへり、此說非なり。そは津島また天滿の祭などを心えていひしことゝしらる。江戸にはもとよりさることなし。この出しさいふもの。もと傘鉾と山さをかれて作れるものなり。出しといふとは。もとはた幟の上に付る物をいへり。雜兵物語に。指物の眞先に出しさ云ものがある。旦那が出しは酒ばやしだ。見失はぬやうに云々。」今は祭さへいへば。大概ねり物出さぬはなきやうになりぬれど。昔はねり物は容易に出さず。元祿十四年八月深川八幡祭に始て練物出つ、同十六年五月九日元鳥越明神祭禮、ねり物出るなさ物に見えたり。最めづらしき事になせり。」屋臺に數種あり。臨時に地を擇みて假に建つるものと。組立細工になし置きて、當日之を組立てゝ市中を曳行くものとあり。踊り屋臺と云ふは、舞臺を組立てゝ。車仕掛けにて當日引き歩くものにて　其の上にて女子の舞踏を演ず。又粗造なるものにて、若い者の茶番狂言又は道化手踊を行ふものもあり。底拔屋臺と云ふは、組立細工の床なき樂屋を、人四人にて舁く、之に大鼓を置き。樂人は其の中に立てども。床なき事なれば。其の屋臺の行進すると共に。樂人自ら步行しつゝ樂を奏するなり、大鼓二人の外は、笛。三絃。鉦。鼓など。皆手に樂器を持ち、之を奏しつゝ。步行する仕掛にて、此の屋臺は踊屋臺に附屬し。其の舞踏の爲に音曲を奏するものなり。

【神輿渡御】神輿の渡御する前に、白丁衣たる男太鼓を打て行く、次に同じ男榊を舁きて行く、次に獅子頭を渡す、多くは消火夫の警固にて木遣唄を唄ひつゝ練る、之を舁く者も消火夫なり。市中を舁き行きたる後、毎年一定の地を擇て。建てたる假屋に收め、又は練り行く事もなく、名主などの家に。壇を設けて之を安置するもあり、又單に產土神の尊號を掛物にして之に神酒を奉つる壇あり。之を神酒所と云ふ、名主などの篤志にてする事なり。神輿は其の製種々あり、一社にて數多く藏するもありて。其を舁く若者は、某町某町の者さ番を定めあり、又渡御の道筋に依り。甲町より乙町に引渡し。渡御了るの後。宮元の町の若者之を本社に納むる事なるが、其の受授の際。成るべく永く之を舁き弄ばんと欲し。之を振り揉むなり。町內にて不人望なる者の家へは故に神輿を舁き込みて。店先を毀損する等少しとせず。之を舁く者の服制は。神社より白丁を給するもあり、又は揃ひの浴衣を作り麻の手繦など掛けて舁くもあり。江戸にては。之を舁く掛聲。ワッショイ〳〵〳〵と云ふ、又小供は神輿を舁くこと能はされば。樽神輿とて酒樽にて神輿を擬したる者を作り、之を舁きて樂めり、神輿の假屋へ往復は江戸にては晝を用ふれども。古へは夜を用ひし事もありしにや。多摩郡の府中六社の如きは。夜中一驛內の燈火を滅し

て後。渡御する例なり。

【囃子】出し屋臺の上にて囃子をなす。これを馬鹿ばやしといふ。嬉遊笑覽に。居龍工隨筆に。十二神樂と號して色々の面をかぶりて立舞ふ。太鼓の拍子。鎌倉拍子。品川拍子とて二流ありといふ。品川拍子は品川の天王社より發りたるとや。古き社とみえたりといへり。鎌倉はいづれの社より起りしか。其外「しやうでん」「馬鹿ばやし」等も知れず。多く葛西より拍子するものを雇ふは。そのかみより然ありけむ。又祇園ばやしは。京都祇園の林の名なり。後に其社にてうつ鼓の拍子をもしかいへり。犬子集に「山鉾にぎをんはやしのかつこ哉。春可」と見えたるがごとしとあれども。神樂と囃子とは別也。神樂には種々の面を被りたる神樂師。狂言めきたる事をなせども。囃子には狐又は馬鹿の面を冠りたるもの何れか一人。囃子方の背後に立ちて踊るのみなり。猶バカバヤシの項を參看すべし。

【飾り物】町內の有志の催にて。聯。生花。造り物。其他美術的又は滑稽的の飾り物を祭禮中陳列することあり。

【本祭影祭】江戶の本部にては山王と神田を產土とし。隔年本祭影祭とし。每年大祭あり。之を御用祭と云ひたり。後に開けたる市街にては產土は二つあることなし。故に本祭は隔年なり。御用祭には氏子町々より年番順にて。ねり物踊り屋臺を出し。宵宮の日には氏子町々を引あるき。本祭の日は夜前より宮本へ繰込み。勢揃をなし。拂曉より繰出す也。德川將軍家には。吹上の上覽所にてこれを見物せらる。山王は將軍家產土神なるを以て廊上下を着せられ。神田祭には繼上下にて樓上に於て見物せらるゝ例なりとぞ(ウブスナ參看)。市中には注連軒提燈は勿論。趣向を凝したる地口行灯を掲げ。際物商人は市中の造り物。邌物。屋臺。樂車等の趣向の祭禮番附を賣あるき。氏子町々は祭日三日前頃より棧敷を掛け。座敷には金屛風を建廻し(カムダサイレイの部に圖あり)。毛氈を敷き飾り。酒饌を設けて客を饗し。歌舞遊樂す。武家は軒に注連提燈等を揭げず。又市中の如く祭禮の費用を負擔せず。物見に出でゝ宴を張り。又は家內にて赤飯を炊く等に止れり。市中にても影祭の年には。氏子は其の町の界に筵を立て注連を張り。家々の軒には注連を張渡し。幟を建て。軒提燈を揭げ。赤飯を炊くぐらゐの事なり。

【祭禮に付制令】天保の改革に。山王祭に。過奢の品を作るを禁ぜられたる事ケムヤクレイの部に出せり。又嘉永三年六月二十日。山王祭禮に付觸書。去る丑年御改革以來。市中取締筋の儀品々町觸並に申渡置候趣もこれある處。近來都て相弛み。何事も徒法に成行候哉に相聞え。以の外の事に候。既に今度山王祭禮以前。店警固の者ども華美の衣裳を着し。步行候由相聞え候に付。掛りの者場所へ差遣し相改めさせ。着用差留或ひは練子共人數を減じ。取締申付候故。此度の儀は吟味に及ばず候へ共。右一條を以て外事を推及し候へは。第一町役人ども心得方相弛み候故の儀と相聞え。不埒の至に付。此上とも風俗に拘り候義は申すに及ばず。何に限らず新たに工夫致し候。奢侈僭上の品。無益に手を込候細工物等仕出し候儀は勿論。たゞひ誂候者これある共。右體の品拵へ候儀は無用に致し。是まで觸置候條々油斷なく町役人どもより心附。相改めさせ候儀專要にて。畢竟名主ども相見廻り世話致し候はゞ。事の弛みに相成候儀これなき筋のところ。其の當座限りに捨置候族もこれある哉に付。市中取締名主共は猶さらの儀。一統申し談じ此上世評に預らず。御咎等請候ものこれなき樣。支配限り厚く心得違ひの者共へ教訓差加へ事々堅く相守るべく候」とあり。從來江戶市內に於て。祭禮の際には殆ど狂するが如く。家を賣り妻を鬻ぐに至るの弊習あり。

サイワウ　齋王。(サイグウを看よ)

サイワカ　幸若は。舞曲なり。サイソカ。又たカウソカとも、いふ。桃井直常の後裔叡山の兒にて。幸若麿といふもの舞ひ始む。子孫越前に居り。代々其業を傳ふ。能に似て樂器なし。扇拍子にて謠ひ舞ふなり。嬉遊笑覽云。雍州府志に、幸若自稱二桃井直常之裔一。代々領二公方家之祿一。其舞詞は戰場の事。盛衰の變。戀慕の情。種々三十番あり。其後に出來たるを新曲と號す(今書籍目錄を考ふるに。三十六番外に五番あり)。曲節音聲猿樂と大同小異なり。太夫の左右に二人あり。連といひ脇といふ。大小の鼓を用さいへり。今の猿樂は舞より取れること多し。舞の詞は大かた。義經記。曾我物語。同時のものとみゆ。古實其外取用ひて證とすべき事多し。兵家茶話(十一)。幸若家說を引て云。越前幸若は八幡太郎義家の後裔。桃井宮內少輔直詮。童名幸若丸といふ。これより相續て幸若八郎。九郎。幸若彌次郎。三家共に舞曲を業とす(巳下義家より五代義兼といふ者より。八郎五郎直良といふ迄の畧系を載す)。延寶五年。先祖之儀御尋。家傳之趣。松平因幡守。石川美作守に相達。此節胄前立物奉窺之處。旗本並に可仕旨也。御前にて音曲申候節。半上下にて相勤。御紋時服拜領故。不レ憚二着用一也。また雍州府志(九)傳云。古桃井氏之童爲二小兒一在二比叡山一。岩松家童亦然(是稱二幸若丸一。兩童共在二山門一。爲レ慰二寺僧一作二舞曲一。唱レ之。是稱二幸若流一。又有二一家一。其家紋大柏二枚相並。依レ之其一流稱二大柏流一。至レ今有二兩

流」。今稱二大頭一者誤二大柏一者乎といへるをみれば。大頭の徒に若松氏なる者ありて。それが家傳などにて大柏などのをいひしものによりたる誤なるべし。又思ふに。幸若は相續きて越前に居。醍醐笑。越中には舞々瀰座（オホナミザ）。漣座（コナミザ）とて二方あり。其餘流他國に居るをは。みな大頭といひしやうにおもはる。おのづから二流の如くなりしもの歟。もとさはあるまじきなり。後女舞に笠屋といふものあり。是はもと大頭の脇にて在し者なり。醒睡笑（落書條）に。大頭勸進舞のワキに笠屋。ツレに池淵といふものありしが。折ふしわろう雨ふりし「雨ふらば笠やをきせよ大かしら。こゝもかしこも池ふちとなる」。又同條に。大頭彦左衞門と。弟子の黑助と。何事にや。あひだあしくなり。中を違ひたる時。「舞々の師弟の中もこくすれば。太夫も今はないがしらなり」。此の舞元和ころは大に行はれしとみゆ。其の後も今の如きにあらず。春臺獨語に。寛文延寶の頃迄は。諸侯貴人の宴饗にも幸若の舞を用ひて。心をなぐさめ酒をもすゝめけるに。元祿の頃より猿樂盛になりて。幸若舞廢れたり。昔々物語に。昔は歷々振廻の節。謠うたひか幸若をよび。膳後座敷へ出。尤廂上下云々。また別條に。昔は幸若の舞はやり。振廻の節は幸若八郞。九郞。其外傳左衞門。市右衞門抔とて。數十人有之。座敷へ出て一禮有之。客も御太儀と一禮濟で。何ぞ承度と所望有レ之時。何かど舞一流れものたとへば大織冠。清祐。新曲。敦盛とさまざま番數を伺ひ極めて舞ふ。仕廻へば客へ暇乞なしに歸る。其時又所望あれば少し休み。小舞にても中舞にても今少し承度とあれば。不歸に相待。近年は絕てこれなし（今も柳川の藩中には。常に唄ふとぞ。其音聲今の萬歲に似たり。節は巫女に似たる處もあり。詞は神事舞の詞つきの如しとなむ。」また烹雜の記に。幸若丸匂節舞踏に妙なるよし。軍記に見えたり。其餘派諸國にある歟。江戸人はしらざるもの多かり。しかるに今も筑後山門郡大江村なる農家に。代々幸若の舞を傳たるあり。又その近邊永田といふ所にも。彼派わかれて太夫かゝり何かゝり（この名を忘る）などいふありて。酒宴の席。月祭。日祭などいふをりには。必ず招きてもて囃しつゝ興する舞なるに。今幸若の舞といへば。扇拍子にてうたふめり。これを舞とこゝろえたるは僻事なるべし。この大江には。むかしより傳もてる烏帽子裝束あり。ふりたる幕を張り。鼓うちならして。立舞と聞り。職人繪盡に載たる舞々の畫像おもひあはすれば。よくこれにかなへりとぞ。西原主話談せらる。解按するに。遠からぬ世の武辨物語に。前田何がしが馬取のをのこ。幸若を舞ふと見えたり。玆に抄して後勘に傳ふ。武林錄（卷六）に云く。前田何がしは松風といふ名馬をもてり。京にて夏のころ每夕川へ冷しに出しけり。馬取の腰に烏帽子を付させたり。路にて往來の大小名に逢とき。美事なる馬なれば。立戻り。誰の馬にてあるぞとたづぬれば。彼馬とりそのまゝ烏帽子をかぶり足拍子を踏み。この鹿毛と申するは。あかいちよつかい革袴。茨かくれの鐵兜。鶏のとつさか立烏帽子。何がし慶次の馬にて候と。幸若を舞てとほりける。人のたづぬる毎にかくのごとし。これにて粗幸若の舞ざましれたり」と見ゆ。此外諸書にも見えたり。此伎昔は行れしが。德川氏の末まで。年々越前より出て御祝儀を申上たるのみ。武鑑には名を止めて。猿樂の太夫と同席なれど。人の知るもの少し。

サイ井ム　齋院。（サイグウを看よ）

サイヱ　齋會は。多衆の僧尼を集めて。讀經供養する法會を云ふ。後世齋日と稱して每年二度執行するあり。此齋會に起因すと知るべし。日本史佛事志に云。齋會。推古帝十四年始行レ之。每寺四月八日。七月十五日設レ齋。著爲二永式一。その後。臨時に設けたる齋會には。强ち此の日を用ひず。コキの條を參看すべし。

ザウ　像は。カタなり。神佛および人の形を造る。石像。木像。銅像あり（ハニワ。ニンギヤウ參看）。石にて像を造ることは上代よりの習ひと見ゆ。神功皇后の御歌に。伊波多々須（イハタヽス）。須久奈美加美（スクナミカミ）云々と詠じ給ふ。伊波多々須を記傳に石立（イハタヽ）すなり。神名帳に能登國羽咋郡。大穴持像石（ミカタイハ）神社。同國能登郡。宿那彦神像石（スクナヒコノカミノミカタイハ）神社あり云々。處々に御像石にて立給ふことを謂へるにもあるべし」といはれたる如く。最古く石像はありしなるべし。また繼體天皇の御宇。筑紫の國造磐井といふ者あり。驕奢度に過ぎて。且豪强暴虐なり。遂に皇命に應ぜざるに至る。嘗て石工を招集して。豫て墳墓を上妻縣の南二里に造る。墳の高き七尺。石人石盾各六十枚を造り。軍陣の行を成し。以て墓の四面を周匝す。又其の南北の隅に一別區を造る。號して衙頭といふ。其の中に一つの石人を置く。號して解部といふ。其の前に一つの石人を置く。裸體にして地に伏す。號して偷人といふ。其の傍に石猪四頭を置く。號して贓物といふ。解部の罪人を糺彈するの狀なり。又石馬三匹。石殿及石倉各一宇を建つ」と。日本紀の釋に見えたり。木像。銅像は。佛法渡來以降。往々製作せしものなるべし。委しくは佛像の條に云ふべし。

サウコクジザムハフ　相國寺懺法。歲時記栞草に云ふ。每年六月十七日。洛の相國寺閣上において懺法を修す。世に此閣を懺法所と云。松風の鈸小狐の鐃當寺の珍寶也。是古へ佐々木氏寄附する所也。寺中に定家卿の墓あり。但禪宗

也。

サウコゲフ　倉庫業は。銀行業。保險業。運送業と相待て。商業上缺くべからさる必要機關なり。維新前に於て既にその設備なきにあらざりしも。完全にはあらず。明治に入りてその業漸く盛んになれり。横井時冬氏日本商業史に曰ふ。「大阪大津の如き大名の藏所をおきし地には。藏所より賣捌きたる米穀に對し。米切手(預證書)を交付するの慣習ありて其切手の効力は。今日の預證書と毫も異らさりしが。こは只大名のみの事にして。一般の商人よりは絶えて米切手に類する預證券を出すものなかりき。兵庫は北國より輸送し來る米穀肥料の集散地にて。これらの問屋海濱に多くの倉庫を建てゝ所有せしかば。其中空庫となりたる分は。他人に貸與する慣習なりしが。遂に貨物の陸揚を掌る內濱組。外濱組。十二組の仲仕頭にて。倉庫貸渡の事を支配し。仲仕頭より預證券をいだすことゝなり。其預證券によりて。金融をつくる慣習なりきといふ。この他物貨集散の港には多少貸庫をなすものありしかど。兵庫の如く預證券を出すものなかりき。維新後久しく完全なる倉庫業を起すものなかりしが。偶梅浦精一。朝吹英二。原善三郎等既に銀行の業各地に起りしかども。手形の流通圓滑ならさるを歎し。倉庫會社を立て其の預證券を流通せしむることを企て。明治十五年十一月【倉庫會社】(資本金六萬五千圓)。並に【均融會社】(資本金貳拾萬圓)を東京深川佐賀町に設立したり。これを我邦における倉庫會社の濫觴とす。この兩會社は同し株主によりて設立せられたるもの故。素より異名同體のものに過ぎざりき。この會社は本店の外支店を横濱におきしが。本店は米穀肥料を保管せしかども。別に倉庫を設けず。問屋の倉庫を借入れ檢査したる上。鍵を預りて預證券を渡し。問屋はこの預證券を均融會社へ持ゆきて。金員を借入るゝ仕組なりき。均融會社はこの預證券を。特約の銀行に送りて再割引せしといふ。又横濱支店は同地の倉庫を借入れ。專ら生絲の保管をなし。横濱市中の銀行にて金融をつけしかば。大に生絲業者にとりては便利なりきとぞ。然るに株主中常に利害を異にするものありて。つひに十八年の末に至り解散せり。又これと殆ど同時に大阪においても。鴻池一門の人々主唱して。中島に在る所の筑前庫八棟を買入れ(この外肥後庫並に舊開拓使所屬庫をも借入れたり)。【大阪倉庫會社】(資本金貳拾萬圓)。並に【融通會社】(資本金拾萬圓)を起せり。其組織全く東京の倉庫會社。均融會社の關係と毫も異らざりき。十六年五月十日。中島二丁目において開業せしが。これと同時に大津。兵庫にも支店を置きしといふ(兵庫支店の倉庫部は。同地の豪商北風正造の名義にて取扱ひしが。明治十八年の末。北風正造の手代某不正のことをなして。つひにこの支店は廢することになりたりしとぞ)。融通會社は二十年十一月に至り。資本金を増加して。大阪共立銀行となれり。これよりさき。明治十三年十月。上山惟清。種田誠一等。五代友厚に謀り。神戸埠頭に一大棧橋を架し。倉庫を設けて貨物の保管をなさんことを企てしが。政府においても豫ねて希望せし事とて。其願意を容れ。十四年一月。ことに內務省雇技師和蘭人ヨ、ハ、デレーケを神戸に遣して實地測量せしめられしが。十五年五月二日。いよ〱內務省並に大藏省の允准を得しかば(營業年限九十五年)。更に五代友厚。藤田傳三郎。住友吉左衛門。三井元之助。鴻池善右衛門等二十名發起人となり。拾六萬圓の資本金を募り。この年十一月。棧橋税及荷物揚卸手數料。倉敷料等の見込書を作り。居留地商業會議所へ提出して。外商の承諾を求め。十六年架橋に從事し。明くる十七年十一月に至り。竣工せしかは(長さ四百九十二呎六吋。幅四十二呎。二十年八月。更に九十三呎四吋を延長せり)。この月十五日。開業の式を擧く。明くる十六日。はじめて英國ピーオー會社滊船チベツト號來りて繋ぎしといふ。これを神戸における倉庫事業の始めとす(三十二年より一般の商品をも取扱ひ預證券を發行することゝなれり)。これにつぎて十八年六月。滋賀縣大津において【大津倉庫會社】(資本金五萬圓)を起せり(二十年七月。資本金を十萬圓に增し。二十五年一月。近江倉庫會社と改稱せり)。この倉庫會社も大津湖畔に在る所の舊大名の倉庫を利用せしものなりきとぞ。東京も倉庫會社の解散せし以來。倉庫事業を企つる者なかりしが。二十年四月。岩崎一門の人々(川田。莊田。肥田)。三菱會社の所有せし倉庫の深川に散在するものをもて(十八年三菱共同合併後。深川の清住。小松。一色あたりに散在せし三菱會社の倉庫。凡四千坪餘を使用せしといふ)。深川小松町に【東京倉庫會社】(資本金五拾萬圓を起し。三菱爲換店と連絡を通じて。金融をつけしといふ。其後大阪(二十五年)。兵庫(二十八年)に支店を置き。專ら貨物の保管並に貸庫の事業を營みて完全なる倉庫會社となれり。又この年(二十年)五月。京都に於て田中源太郎。中村榮助。川勝光之助等發起人となり。京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫(十八棟八百四十六坪餘)を買入れ。七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び。京都倉庫會社(資本金五萬圓)を起せり。二十二年に至り。東京倉庫會社につぎて。深川黑江町に【東京米穀倉庫會社】起れり(資本金貳拾五萬圓)。この會社は中村道太。小川爲次郎等の發起にて。東京米商會所受渡米並に一般商品を保管し。預證券を發行

サウコ

して其受渡を便利ならしむる工夫にて。預證券に對し自ら金員をも貸渡しゝとぞ（此會社にては甲乙二樣の預證券を發行せり。甲は普通の預證券にて三箇月以內の期限にて出替することさなれども。乙は米商會所の受渡に其預證券を以て現米同樣に受授せしむる爲に發行するものなり。故にこの預證券の發行を望む場合には。米商會所の檢查役が受渡の檢查をなすと同樣の方法にて檢查し。其米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し。受渡の場合に再び檢查することなく受授せしむるなり。其の證券に記載せる性質の有効期限は其檢查の月によりて區別あり。即夏期の檢查の分は一箇月以內。十月以後の分は三箇月以內有効なり）。又この年十月。兵庫において。川西清兵衞等【石油倉庫會社】を起せり（資本金拾五萬圓。後增加して五拾萬圓とせり）。これよりさき。兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有樣なりしかば。神戶商業會議所において。大に其危險なることを論せしが。其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝなりから。石油貯藏所設立の計畫ありしかば。石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられき。よりて地を和田岬にトし堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが。二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し。預證券をもいだすことゝなれり。この會社は三十年十月に至り。會社の全財產を三菱會社に讓渡して解散せり（サミユルサミユル商會の石油タンク船を和田岬に廻し。石油倉庫會社の敷地內にある石油タンクに陸揚せんとするも。開港區域外なるを以て允准なかりしが。川西清兵衞種々盡力せし結果。遂に二十五年九月。兵庫灣を開港區域內とするの公布ありたり）。かくの如く十五年より二十六年まで凡十二年間は倉庫會社を起すもの少かりしが。二十七。二十八戰役後二十九年に至り。俄に殆んど三十の倉庫會社を見るに至れり。されど其の中規模の大なるは。神戶の【日本貿易倉庫會社】（二十九年二月設立。資本金百五拾萬圓）。福岡縣門司の【九州倉庫會社】（二十九年八月設立。資本金百萬圓）に過ぎす。其他は大概小資本のものゝみなりき。三十年三月。保稅倉庫法を發布せらるゝや。神戶棧橋會社の如きは。他に率先してこの年（三十年）九月。大藏省の允准を得。十月二十日より私設保稅倉庫の事業をも營むことゝなれり」云々。現今東京に於ける倉庫は多く深川地方にありて。三菱（東京倉庫會社）。三井倉庫。米穀倉庫會社。澁澤倉庫あり。この四倉庫を大なるものとす。【澁澤倉庫】明治三十年三月三十日開業す。倉庫は深川福住町。萬年町。永代町に散在す。【倉庫業會合】東京。大阪。神戶其他全國の同業者は年年一回定期集會を各地交互に開きて。同業間營業上の發達便宜等を謀り居れり（クラ參看）。

ザウザイ　贓罪は。不正の金品を所得したる罪なり。元は贓とは字書に吏受レ賄也。凡非レ理所レ得財賄皆曰レ贓とあるごとく。吏員たる者。訴訟其外の事件に就て士民より非理の財賄を貰ひ受くるをいひ。または盜賊せし物品など。賣買の牙保をなし。賄物を受くるをもいふなり。【賄賂】德川氏の頃は賄賂屢々行はれ。役向に依り。受用と稱して。當然關係の者より贈遺を受くるの役德ありと定め。習慣上之を怪まさりしなり。賄賂の罪を定めしは。古くは法曹至要抄に。枉レ法不レ枉レ法受レ所二監臨一坐レ贓事。職制律云。監臨之官受レ財而枉レ法者。一尺杖八十。二端加二一等一。三十端絞。」按レ之監臨之官。受二有レ事人財一。而爲曲レ法處斷者。計二所レ得之贓一。招二所レ當之科一。」又云。監臨之官受レ財而不レ枉レ法者。一尺杖七十。三端加二一等一。三十端加二役流一。」按レ之。監臨之官。雖レ受二有レ事人財一。判斷不レ爲レ曲レ法者也。」又云。監臨之官。受二所下監臨上財物一者。一尺笞二十。一端加二一等一。十端徒一年。十端加二一等一。七十端近流。」按レ之。監臨之官。不レ因二公事一。而受二監臨內財物一者也。與者減二五等一。雖レ與二百端一。罪止二杖一百一矣。」雜律云。坐レ贓致レ罪者。一尺笞十。一端加二一等一。十二端徒一年。十二端加二一等一。罪止二徒三年一。與者減二五等一。注云。謂下非二監臨主司一因レ事受レ財者上。」按レ之。坐レ贓致レ罪。假如被二人侵損一。備償之外。因而受レ財之類兩和。取與於レ法並違。故與者減二罪五等一。」乞索事。職制律云。因レ官挾レ勢。及豪强之人乞索者。坐レ贓論減二一等一。持送者爲レ徒。注云。親故相與者勿レ論。」上條云。强得レ罪雖レ殊。合レ還レ主。」按レ之。假令鄉閭有レ勢之人。除二親故一之外。乞二取財物一。計レ贓坐レ贓論減二一等一。若强乞取者可レ加二一等一。但與レ財之人減二五等一可二科斷一。物即可レ還レ主。」と見ゆれば。古代は右の律を以て。贓罪を處せられしなり。鎌倉室町の頃一定の律法ありしや見當らず。德川幕府に至て司法の事種々定制せり。正德二年七月。町人職人の賄賂を受。及他向より依賴の職人を使用する儀。不相成旨を其筋々へ布達し。又三奉行（寺社奉行。勘定奉行。町奉行を云）。同斷達しあり。其文に云。前々より諸職人町人等へ御用申付候諸役所頭之面々へ被仰付候誓詞之趣。總而御用相勤候職人町人等より之音物。たとへ前々受用之ものと言共。新規に相改。諸事嚴密に仕。一切受用すへからす。支配之もの共は不及申。妻子召仕之ものに至迄。堅申付。誓詞仕らすへき旨被裁之候。然る處に。支配之輩等。職人町人より音物受用之儀。至于今不相止由相聞候。若自今以後。如斯之儀相聞候はゝ。急度御穿鑿之上。其御沙汰可有之由。猶又此度被仰出候。兼而御用承候職人町人等此旨存すましき樣も無之處

に音物等相贈候事。不屆之至に候。若此以後音物等を不相贈候に付而御用相違候ために障候樣子も於有之者。早速町奉行迄可訴出候。若又此等之旨を相背。或は事にふれ。或は品をかへ候而。ひそかに物を贈り候輩有之候はヽ。其贈物之輕重多少によらす。縱年月を經候後に相聞候とも。急度罪科に處せらるへきもの也。」正德五年。公事訴訟人より音物贈り候儀。制禁之儀に付御書付。公事訴訟有之者共。奉行役人中竝其家來之末々といふとも。內緣を求め音物を相贈候儀。制禁有之候。違犯之輩に至ては。たとへ理運之公事。其謂ある訴訟といふとも。一切に許容有る可らす。若又裁許の後。年月過き相聞へ候といふ共。急度其沙汰に及はれ。罪科に可被行者也。右今度如此被仰出旨。よろしく可相心得候以上。七月。

又賄賂差出候もの御仕置之事。寬保三年極。公事諸願其外。請負事等に付而。賄賂差出候もの。竝取持いたし候もの。輕追放。但賄賂請候もの。其品相返申出におゐては。賄賂差出候もの。竝取持いたし候もの。共に。村役人に候はヽ役儀取上。平百姓に候はヽ過料可申付事。

比罪例。寬政四子年閏二月。松平越中守殿御差圖。町奉行池田筑後守掛。長崎奉行家來佐藤萬藏町人共より賄賂受候一件

長崎奉行
水野若狹守家來
佐　藤　萬　藏

右之もの儀主人水野若狹守長崎在勤中同所目安方相勤吟味者取扱候內浦上村邪宗門一件廣東人參過目出入紅毛橫文字和解相違吟味之節夫々賴を受同所町人共より過分の賄賂金貰受候內過日一件謝禮金五百兩者名前も無之者取拵江戶表爲替にいたし差下し親文右衞門へも不埒之儀爲取計其上主人方に而糺有之節も申陳候始末旁不屆至極に付引廻し之上獄門

右御仕置附

右享保十四酉年十一月大岡越前守伺之上御仕置申付候御勘定奉行久松大和守家來杉山佐次右衞門外壹人儀松下町駿河屋惣兵衞より武州廣木村出入之儀を被賴金子取之百姓江戶宿秩父屋利兵衞に被賴沼上村よりも金子取候段不屆に付死罪申付候例も有之候處萬藏儀賄賂金五百兩は爲替に取組證文者大和屋善八と申名宛いたし候積り田島和平申教候間右名前之もの有無も不承糺證文請取父佐藤文右衞門方へ者大和屋善八と申もの取扱爲替金請取候樣申越爲取計候儀に而右名前之もの無之上者全謀書とも難申候得共何れにも取拵候證文に而其上主人を掠又者父文右衞門へ不埒之儀爲取計難儀を懸候始末者重々不屆に而例より格別品重く御座候間引廻之上獄門

右行刑的例は數多けれと。今其一を擧るのみ。また百個條に强盜の窩主をなし。其贓を受け。質入及鬻賣の世話をなしたる者は死罪。但し未た其贓を受けさる時は重追放。」竊盜の窩主をなし。其贓を受けて質入鬻賣の世話したる者は所拂。但し贓物を受けさる者は輕敲(笞五十)に處す。」盜物と知て典賣の世話をなし。又は預り置者は輕敲。但し盜物と知らすと雖も。其出所を糺さす。典賣の世話なしたる者は過料。」盜物たるを知て。故さらに買入れし者は所拂。再犯に及ふ時は黥の上重追放。從來之を營業となし居る者は死罪。」とあり(以上百箇條は其意を節取して文をなせり)。」又青標紙に記す所。小異あれば揭ぐ。同書に云。惡黨者と乍存宿致し。盜物賣拂。又は質置遣し配分取候者。死罪(元文五年極)。」惡黨ものと乍存宿いたし。又は五七日つヽ逗留爲致候者。重追放。但惡黨者磔に被行候はヾ。宿いたし候もの死罪。」家藏へ忍入候盜人に被賴。盜物持運。配分取候者。敲之上輕追放。但配分取不申候はヽ。敲之上所拂。」盜物と乍存。世話いたし配分取候者。敲(寬保元年極)。」盜物と乍存。預り候者。敲(同上)。」陰物買。入墨の上。敲(同上)。」但年來此事に懸り居候者は死罪。」陰物と乍存。又買致候者。入墨の上。敲(從前々之例)。」盜物とは不存候得共。出所不相糺質に置遣候者。過料(同上)。」盜人を召捕。雜物を取返し。內證にて迯し遣候は。名主當迯し遣候もの(當人名主)。叱り。但死罪に可成盜人を內證にて迯し遣候は。名主當人輕き過料。」盜人を捕吟味之節。他所にて盜候雜物金子等於致所持候は。遠國に候共其所之奉行。御代官或領主え申達。被盜候當人召呼。其品渡可遣事。但少分之品にて。當人請取に參候儀遠國等にて難儀致候間。捨てに致度由申候はヽ。其分可致候。若又右雜物取上置候親類歟由緒之者有之候間。彼者名代にて請取度旨相願候はヾ。願之通可申付事(追加)。」盜物と乍存。下直に買取候者。所拂(寬保三年極追加)。

【盜物質に取候者御仕置之事】盜物と乍存。證人取之。如通例質に取。吟味之上盜物之儀不存譯に決候はヾ。證人に元金爲償。質物は取返。被盜候ものえ相渡し可申事(享保六年。元文五年極)。但證人も御仕置に成。金子可差出懸り無之候はヾ。質屋可爲損失候。尤證人無之或無意質取方候はヽ。質屋爲致損金。其上咎可申付事。」盜物と不存。反物其外買取候者。其通品取返。被盜候者へ相返し。代金は買主不意に候間。可致損金候。證人取候而買取候はヽ。證人代金買主方え爲相渡可申事。但被盜候

サウサ

色品有所不相知。代金盗人致所持候はゞ取上。被盗候者え相渡可申候。盗物買主より取上候上。代金盗人致所持候はゝ。公儀え取上可申事。」盗物と不存買取。賣拂候節は。賣元段々相糺。代金を以て買戻させ。被盗候者え爲相返。盗人より初發買取候者之損金に可申付候事。但賣先不相知候はゞ。初發買取候者より被盗候者え代金にて爲償可申事。」紛失之物町觸之節隱置候者。家財取上。江戸拂(寛保二年極)。」組合之定有之商物。組合に不入商内致候者。商物取上。過料(從前々之例)。」壹人兩判或證人無之質物を取候者。其品取上。過料(同上)。但町觸之節於訴出は。其上不及咎。」とあり。

明治三年新律を頒布せられ。同六年。猶改定律例を頒布せらる。今贓罪に係ることを逐次に揭ぐ。

新律綱領七贓圖。凡强盗兇器を持する持せさる罪に輕重ありと雖も。倶に首從を分たす。節次合算し。贓を併せて罪を論す。」凡監守盗。常人盗は。首從を分たす節次合算し。贓を併せて罪を論す。但し常人盗財を得さる者は首從を分つ。」凡竊盗は首從を分ち節次合算し。贓を併せて罪を論す。」凡枉法は常人盗と罪同し。節次合算し。贓を併せて罪を論し。財未た手に入らさる者は一等を減す。等外人は等內人に一等を減す。」凡不枉法は竊盗と罪同し。節次合算し。贓を併せて罪を論す。等外人は等內人に一等を減し。罪流三等に止る。」凡坐贓は節次合算し。贓を併せて罪を論し。罪徒三年に止る。與ふる者は五等を減す。」凡兩以下と稱する者は。數未た其兩に滿ざる者を云ふ。

	笞一十	二十	三十	四十	五十	杖六十	七十	八十	九十	一百	徒一年	一年半	二年	二年半	三年
强盗														不レ持ニ兇器ー五兩以下	不レ持ニ兇器ー五兩以上
監守盗							一兩以下	一兩以上	一十兩以上	二十兩以上	三十兩以上	四十兩以上	五十兩以上	六十兩以上	七十兩以上
常人盗 枉法						一兩以下	一兩以上	一十兩以上	二十兩以上	三十兩以上	四十兩以上	五十兩以上	六十兩以上	七十兩以上	八十兩以上
竊盗 不枉法					一兩以下	一兩以上	一十兩以上	二十兩以上	三十兩以上	四十兩以上	五十兩以上	六十兩以上	七十兩以上	八十兩以上	九十兩以上
坐贓	五兩以下	五兩以上	二十兩	四十兩	六十兩	八十兩	一百兩	一百二十兩	一百四十兩	一百六十兩	二百兩	四百兩	六百兩	八百兩	一千兩

サウサ

流一等	二等	三等	絞	斬
不レ持二兇器一一十兩以上	不レ持二兇器一一十五兩以上	不レ持二兇器一二十兩以上持二兇器一五兩以下	不レ持二兇器一三十兩以上及び人を傷す持二兇器一五兩以上	不レ持二兇器一人を殺す持二兇器一一十兩以上及び人を傷す
八十兩以上	九十兩以上	一百兩以上	二百兩以上	
九十兩以上	一百兩以上	一百一十兩以上	二百五十兩以上	
一百兩以上	一百一十兩以上	一百二十兩以上。竊盜三犯。五十兩以下	三百兩以上。竊盜三犯。五十兩以上	

凡强盗腰刀。鐵槍。弓。銃を執持する者は。竝に兇器を持すと爲す。其鎌刀。柴刀。小刀。柴斧一切の棍棒等。人を殺傷するに堪る者は。皆兇器を以て論す。」凡坐贓は官吏新に任に登り役に就き。所部所屬の拜見金兩を受け。及故なく人の餽送を受け。若くは盗贓の賠償。毆傷の醫藥。正數の外に多餘の財を受くる者及び錢糧を多收少徵し。或は造作に人工物料を虛費する等は。贓已れに入れすと雖も。罪此贓に由る者を皆名けて坐贓と爲す。

改正七贓例圖。凡監守盗常人盗を除く外。贓を計へて絞斬に入るゝ律を改め。例圖に照して。竝に罪懲役終身に止む。其持兇器强盗は改正本律に依る。

例

	懲役十日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	九十日	百日	一年	一年半
不レ持二兇器一强盗												
監守盗							一圓以下	一圓以上	十圓	二十圓	三十圓	四十圓
常人盗						一圓以下	一圓以上	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓
枉法						一圓以下	一圓以上	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓
不枉法竊盗					一圓以下	一圓以上	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓	六十圓
坐贓	五圓以下	五圓以上	二十圓	四十圓	六十圓	八十圓	百圓	百二十圓	百四十圓	百六十圓	二百圓	四百圓

二年	二年半	三年	五年	七年	十年	終身	絞
	五圓以下	五圓以上	十圓	十五圓	二十圓	三十圓	
五十圓	六十圓	七十圓	八十圓	九十圓	百圓	百五十圓	二百圓
六十圓	七十圓	八十圓	九十圓	圓	百十圓	二百五十圓	三百圓
六十圓	七十圓	九十圓	九十圓	百圓	百十圓	二百五十圓	
七十圓	八十圓	九十圓 竊盜三犯以上不得財者	百圓	百十圓	百二十圓 竊盜三犯五十圓以下	三百圓 竊盜三犯五十圓以上	
六百圓	八百圓	千圓					

新律綱領。受贓律。【官吏受レ財】凡官吏枉法不枉法の事に因て財を受る者は贓に計へ之を科す。等外人は各一等を減す。」若し說事過錢する者。等內人は錢を受る人に一等を減す。等外人は二等を減す。罪徒一年半に止る。若し別に財を受る者は。枉法不枉法贓に計へ。重きに從て論す。」枉法の贓各主ある者通算して全科す。一兩以下杖六十。一兩以上杖七十。一十兩以上杖八十。二十兩以上杖九十。三十兩以上杖一百。四十兩以上徒一年。五十兩以上徒一年半。六十兩以上徒二年。七十兩以上徒二年半。八十兩以上徒三年。九十兩以上流一等。一百兩以上流二等。一百一十兩以上流三等。二百五十兩以上絞。等外人は三百兩以上絞。」不枉法の贓各主ある者通算して全科す。一兩以下笞五十。一兩以上杖六十。一十兩以上杖七十。二十兩以上杖八十。三十兩以上杖九十。四十兩以上杖一百。五十兩以上徒一年。六十兩以上徒一年半。七十兩以上徒二年。八十兩以上徒二年半。九十兩以上徒三年。一百兩以上流一等。一百一十兩以上流二等。一百二十兩以上流三等。三百兩以上絞。等外人は三百兩以上に至り。罪流三等に止る。」【坐贓致レ罪】凡枉法不枉法の事に因り財を受るに非すして贓に坐し罪に致す者は。通算して罪を科す。與る者は五等を減す。」五兩以下笞一十。五兩以上笞二十。二十兩以上笞三十。四十兩以上笞四十。六十兩以上笞五十。八十兩以上杖六十。一百兩以上杖七十。一百二十兩以上杖八十。一百四十兩以上杖九十。一百六十兩以上杖一百。二百兩以上徒一年。四百兩以上徒一年半。六百兩以上徒二年。八百兩以上徒二年半。一千兩以上徒三年。」【事後受レ財】凡官吏承行の事あり。先きに財を送るを聽許せす。事過るの後財を受け。事若し枉斷する者は枉法に準して論し。事枉斷せさる者は。不枉法に準して論す。竝に罪流三等に止る。錢を出し及ひ過するの人は竝に杖七十。」【聽許財物】凡そ官吏財物を送るを聽許すれは。未だ接受せすと雖も。事若し枉る者は。枉法に準して論し。事枉けさる者は不枉法に準して論し。各一等を減す。枉る所重き者は各重きに從て論す。【以レ財請求】凡諸人事あり。財を以て官吏に請求し。法を枉るを得んと欲する者は。與ふる所の財を計へ。坐贓に依て論す。若し難を避け易に就き。枉くる所の罪重き者は。重きに從て論す。」若し官吏刁蹬留難して歸結を與へす。及ひ强を用ひて別に事を生し。逼抑して財を取受する者は錢を出す人は坐せす。【官吏求二借財物一】凡監臨官吏勢を挾み。所部内の財物を求索借貸する者は。竝に贓に計へ不枉法に準して論し。强を用ひて索借する者は。枉法に準して論し。罪流三等に止る。其監臨にあらさる官吏は各一等を減す。」若し官を去り。舊部内の財物を受け。及ひ求索借貸する者は。各在官の時に三等を減す。」【家人求索】凡監臨官吏の家人奴僕。所部内に於て財物を取受し及ひ求索する者は。各監臨官吏の罪に二等を減す。監臨にあらさる官吏の家人奴僕は又一等を減す。若し監臨官及ひ官吏情を知る者は同罪。罪流三等に止る。知らさる者は坐せす。【因レ公科斂】凡官吏公務に因て擅に所部内の財物を科斂する者は己れに入れすと雖も。笞五十。贓重き者は坐贓を以て論す。己れに入るゝ者は。贓に計へ枉法を以て論す。」其公務に因るに非すして。所部内の財物を科斂し。己れに入るゝ者は。贓に計へ不枉法を以て論す。若し科斂して人に餽送する者は。己れに入れすと雖も罪同。」【尅二留盜贓一】凡巡捕官吏已に盜賊を獲て贓物を尅留し。官司に送らさる者は笞三十。己れに入るゝものは贓に計へ。不枉法を以て論す。」【受二外國人餽送一】凡官吏私に外國人の餽送を受け。即時に官に告さる者は。贓に計

へ不枉法を以て論す。」〇改定律例。受贓律。【官吏受財條例】第二百四十二條。凡官吏枉法贓を受る者等内人は二百五十圓以上。等外人は三百圓以上絞に處し。及不枉法贓。等内人は三百圓以上絞に處する律を改め。竝に懲役終身。【事後受財條例】第二百四十三條。凡官吏事後財を受くる者は本條に依り罪を科すと雖も。其錢を出し及ひ過するの人は。竝に杖七十に處する律を改め。坐贓に依て論し。一等を減して竝に罪懲役七十日に止ろ。」【以財請求條例】第二百四十四條。凡枉法の事に非すと雖も。財を以て官吏の受理を請求する者は。與ふる所の財を計へ。坐贓に依て論し一等を減す。」【受外國人餽送條例】第二百四十五條。凡外國人の餽送する飲食土宜等交際の禮に係り。互に相贈遺する者は。官に告けすと雖も。以不枉法論の限に在らす。

新律綱領。【給二沒贓物一】の條。凡取與倶に罪ある受財。枉法不枉法の贓。及ひ犯禁の物は。竝に官に沒入す。若し取與倶に和せす。恐喝。詐欺。强買賣。科斂求索等の贓は。竝に本主に追還す。」若し强竊盜。枉法不枉法。坐贓等の贓を以て罪に入るに。正贓現在する者は官物は官に還し。私物は主に還す。若し正贓已に費用する者は追徴するを勿れ。埋葬金兩雇工賃錢も。本犯身死すれは亦追徴するを勿れ。」其贓物の價錢を估計するは。皆犯所當時中等の物價に據て罪名を定む。夫匠等の工錢は一人一日に若干錢を以て定數と爲し。牛馬車船等は時の雇工賃値に照して日數を算し。賃錢多しと雖。其本物の價に過ろを得す。」改定律令。【給沒贓物條例】第五十一條。凡正贓現在と稱するは。贓賊の手に存在し及ひ輾轉して他人の手に在る者を謂ふ。若し買取して公商公買に由る者は。正贓現在すと雖も。商買其價を償はされは直に追徴するを得す。」第五十二條。凡贓物現在し及ひ現在せすと雖も。事主本犯の口供を審明し。評價人に估計せしむ。若し犯所遠隔にして事主の口供を審明するに便ならさる者は。本犯の口供に依り罪を定む。」第五十三條。凡盜贓たるを知らすと雖も。買取して公商公買に由らさる者は。直に追徴するを得。其轉賣する者は仍ほ轉償せしむ。」第五十四條。凡轉賣する贓物は。轉償せしむと雖も。若し轉償者死亡破產等追徴するを能はされは。贓物現在の所より直に追徴するを得。其公商公買に由る者は此例を用ひす。」第五十五條。凡そ盜犯正贓已に費用して現在せすと雖も。賠償す可き資力ある者は。必す追徴して本主に給す。」第五十六條。凡盜贓たることを知らすと雖も。其餽送纒頭に係る者は。必らす追徴して本主に給す。若し已に費用する者は追徴するを勿れ。」第五十七條。凡盜贓を以て物品を買取し。人に餽送するに。物品現在する者は追徴して本主に給す。若し已に費用する者は追徴するを勿れ。」第五十八條。凡盜贓を以て舊債に抵償する者は。債主情を知らすと雖も。仍ほ追徴して本主に給す。若し已に費用する者は追徴するを勿れ。

同十三年頒布の刑法には。【贓物に關する罪】第三百九十九條。强竊盜の贓物なるを知て。之を受け。又は寄藏故買し。若くは牙保を爲したる者は。一月以上三年以下の重禁錮に處し。三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。」第四百條。前條の罪を犯したる者は。六月以上二年以下の監視に付す。」第四百一條。詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なるを知て。之れを受け。又は寄藏故買し。若くは牙保を爲したる者は。十一日以上一年以下の重禁錮に處し。二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。」

【官吏財產に對する罪】第二百八十九條。官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取したる者は輕懲役に處す。因て官の文書簿册を增減變換し又は毀棄したる時は第二百五條の例（一等を加ふるなり）に照して處斷す。」第二百九十條。租稅其の他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したる者は。二月以上四年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す」とあり。猶ほ監視を附加する例なり。

サウジ　床子。（イスを見よ）

サウジ　障子。（シヤウジを見よ）

サウシ　草紙とは。枕草紙。徒然草。御伽草紙なとの書をいふ。もと草紙とは。草案草稿なと云心にて。ものゝ下書をいふより。思ひ出るまゝに何くれとなく書綴れるものを稱するなり。草子雙紙なとも書く。或は册子の音便也ともいへり。手跡ならふ紙をも草紙といふ。もと下書の心なり。」關根正直の小說史稿に云く。足利時代に至りては。繪卷の草子いよ〳〵流行せり。其一二を云はゞ。福富草紙は士佐光信か畵るものにて世に名高く。又鉢かつきの草紙といふもあり云々。草雙紙は元と淺草紙の漉かへしの。白く薄きを二つ切にして。之に摺りし故。紙に臭氣あり。灰墨にも臭氣あり。因りて世俗臭草子と呼びたりしを。後に書肆等臭の字を忌みて。草雙紙と書き替へつ。後世は畵面もうるはしく。版刻も精微になり。良紙に摺りて表紙は錦繪の如くなれば。臭草子の名は通ぜずなりぬ」とあり。此說よろしからむ。尙ほ小說の部を參照すべし。

【草子筥】又造紙筥と書けり。一說に古へ草紙と云ふは料紙の事にて。强て草稿なご書きたるものゝみを云ふに非ず。白き儘の紙を云へるなり。草子筥に入るゝ紙は白

き料紙なるを見ても知るべしと云へり。草子筥は王朝の頃の家具なり。

サウシ　曹司。（ツボネを見よ）

ザウシキ　雜色。（チユウゲンを見よ）

ザウジシ　造寺使は。勅願寺建立の時。臨時に置く所の廳なり。蒲生秀實の職官志に云く。造寺之官。古多有レ之。天武時有二造高市大寺司一。天平及天平寶字之間。有二造藥師寺大夫。造西隆寺長官。造西大寺長官。造法華寺長官等一。竝臨時所レ置。職官鈔云。東大興福之外。無二此號一。蓋朝廷及相家特重レ之。不レ廢二其名一也。不下必以二造寺故一置上。東大寺。聖武帝建置。天平十四年所二發願一也。興福寺。淡海文忠公建置。和銅二年成レ之。」造寺使長官。職原鈔。東大寺大辨兼レ之。興福寺南曹辨兼レ之。○按顯統鈔。南曹謂二勸學院一。在二大學寮南一。是藤氏之讀書所。類聚三代格。勸學院是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣公以二去弘仁十二年一建置。乃謂レ之爲二大學寮南曹一。帝王編年紀以爲レ建二於天長二年一。正統記以爲三藤原良方始建二於清和帝之世一。皆非也。正統記曰。大學寮有二東西曹主使一菅江二家司レ之。而教二書生一也。大學之南。又建二此院一是謂二南曹一。乃氏長者必管二領之一。而興福寺及氏社等事竝掌焉。其爲二別當一者編年紀。拾芥抄竝云。藤氏長者宣旨以二家辨官一人一補。是謂二南曹一。辨公卿補任。貞應二年右大辨藤原資經爲二造東大寺長官一。文治三年右中辨藤原親雅爲二造興福寺長官一此易例然也。」次官。」判官。職原鈔。東大寺者一史兼レ之。」按一史謂二太政官左大史上首一即小槻氏之人也。」主典。」とあり。大日本史職官志に云く。造寺使。長官。次官。判官。主典。掌レ造二東大寺。興福寺一（職原鈔）。天武帝嘗置二造高市大寺司。造寺置官一。蓋是爲レ始（日本書紀）。其後建二大安。藥師。法華。西大諸寺一。皆置レ官監造。聖武帝又置二造佛像司長官一。仁明帝置二造大井寺使。判官。主典各二人一。歷限四年。使以下竝責二解由一。然皆臨時所レ置。唯以二東大興福一最爲二上下所一レ崇。故常置官。至二後世一尚未レ絶云。按續日本紀。延曆元年罷二法華司一。蓋造法華寺司也。附二備考一。

ザウセムシヨ　造船所。一に船渠といふ。軍艦。滊船。帆船等を新造又は修繕する工場なり。慶長年間三浦安針（英國人ウイリヤム、アダムス）が。徳川家康の命に依り。伊豆伊東にて西洋形船二隻をつくる時は。造船所なくして困却せりといふ（フ子の項參照）。外國渡航の禁止より隨て大船を造るべき工場の用なかりしが。徳川幕府の末年に至り。肥前の飽浦竝に相模横須賀に船渠を設け工場を建て一時事業に着手せしも。間もなく天下騷亂せしかば。完備に至らずして罷みしを。維新後に至り明治政府の下に修築を加へ。且大に事業を擴張し今日の如き壯觀のものとなりぬ。

【横須賀造船所】幕府の勘定奉行小栗上野介は造船所建設の爲め。佛國より技師を聘することを建議し。慶應元年丑五月。使臣柴田日向守を佛國に遣はし。技師ウエルニーを傭ひ入れ。之れが建築に着手す。或る人幕府のすでに末路に瀕せるに。事業を計畫するの効なきを上野介に諫めければ。上野介笑つて。賣家になりても。土藏付賣家なれば。價値あるべしと云へりとぞ。横須賀は三船渠を有し。第一及び第三の船渠は佛國人フロランの設計にて第一船渠は慶應二年三月。舊幕府の起工せしものを。維新後新政府において工事を繼續し。明治四年一月竣工せしが。またこれに引つゞきて。同じき四年六月。第三船渠を起工し。同じき七年一月竣工せしとぞ。また第二船渠は佛國人ジヨエツトの設計にて。同じき十三年七月起工し。同じき十七年六月竣工せしといふ。其の後さらに廣島縣【吳港】に船渠を設けらる。吳は二船渠を有し。いづれも海軍技師恒川柳作の設計なり（後修正す）第一船渠は明治二十二年四月起工し。同じき二十四年三月竣工せしも。第二船渠は同じき二十七年六月起工し。同じき三十一年三月竣工せり。横須賀は海軍省に屬せしも。【飽浦】は民業に屬して。今【長崎造船所】と稱す。この造船所は萬延元年十二月幕府の創建せし所にして。明治元年長崎府これを所轄し。長崎製鐵所と稱せられしが。同じき四年四月。工部省の所轄に屬し。長崎造船所と改めらる。其の後長崎製作所。長崎造船局など稱せしも。つひに同じき十七年七月に至り。其工場を三菱會社に貸與せられ。後又拂下となりて。其所有に歸せり。今は大に工事を擴張して六千噸以上の船舶をも製造するに至れり。【立神船渠】は舊幕府の計畫せしものにて。維新後佛國人フロランを聘し。明治八年十二月礎式を擧げ。同じき十二年五月に至り竣工せしとぞ。又【小菅曳揚船渠】は元英國人ゴロウルの所有なりしを明治元年政府へ買上げられて。飽浦製鐵所の附屬となれるものなりといふ。これにつゞきて古き工場は。【川崎造船所】なりとす。この造船所は明治四年十二月。明治政府に於て。金澤縣商社の建築せし兵庫縣川崎東出町の製鐵場を買上げられ。兵庫製作所と稱し。工部省に屬せり。其後兵庫工作分局。兵庫造船所など稱せしも。これ又同じき十七年六月。三菱會社に貸與せられしが。同じき十九年五月。川崎正造へ拂下げられ。其所有に歸し。同じき二十九年十月。株式會社の組織に改め。今は株式會社川崎造船所と稱す。これにつぎては。【東京石川島造船所】なりとす。この造船所は幕府の末。水戸藩か創建せし所のものにて。かの旭日丸を製造せしもこの所なりき。維

新後驛遞局に屬し。まもなく海軍省に轉屬し。主船局をこの島におきて直轄せられしが。同じき九年。主船局を廢し。築地兵器局に合せられしをもて。平野富二(元長崎製鐵所長)。十年間の借用を請願し。海軍省の許を得て。石川島平野造船所と稱し。專ら造船の業に從事せりとぞ。これ民間において西洋式造船業を起したる嚆矢なりとす。其後更に三十年間の借用を許され。種々の船舶を製造せしが。同じき二十二年一月。會社組織に改め。石川島造船所と稱し。ついで同じき二十六年十一月。さらに株式會社の組織に改めぬ。これにつぎては大阪川口の【大阪鐵工所】なりとす。この鐵工所は海軍省の雇英國人ハンダーが明治十四年四月。獨力を以て創立せしものにて。專ら秋月清十郎にて工場一切の事務を監督せしが。船舶製造の外は當時機械工業行れざりしかば。事業とかく振はず種々の困難に遭遇せしも。同じき二十年以來。商工業一般に振ひ來り。ことに鐵工事業盛大となりしかば。頓に勢力を回復し來れりとぞ。其後同じき二十七年。ハンダーの嗣子平野龍太郎。英國グラスゴーより歸朝し。明くる二十八年。工場を改築して大に事業を擴張せしといふ。これらの工場は。船舶の製造をなす傍。蒸滊機械。蒸滊々鑵。礦山機械。紡績機械。橋梁の類なども製造せり。造船業に關しては政府においても大に其必要を感ぜられしかば。明治二十九年三月二十三日。造船奬勵法(法律第十六號)を發布し。鐵製又は鋼製の船舶にて總噸數七百噸以上のものに對し十五年間奬勵金を下附せらるゝことゝなれり。されば近年民業として各地に起りしも概むね小規模のものゝみなるが。其のうちやゝ見るべきは。【横濱船渠株式會社】(明治二十四年六月設立)。【函館船渠株式會社】(明治二十九年十一月設立)。【浦賀船渠株式會社】(明治二十九年十月設立)等とす。

サウゾクニム 相續人は。嫡長子の父の統を嗣ぐこと。古今同じことなり。但し双生兒の場合には。古は前に生れたるが弟なりさ誤解せしより。後に生れたるを兄として長子と爲したり。然れども上古は父子同居せず。妻妾の區別判然せざるが故に。父は已が好む所の子に依て相續人に撰みしと見えたり。崇神天皇勅二豐城命。活目尊一曰。汝等二子慈愛共齊。不レ知二曷爲レ嗣と。夢を占はしめて。活目尊を太子となす。又仲哀天皇崩じ。神功皇后應神帝を生みまし〻時。麛坂王。忍熊王は密に謀て曰く。亦皇后有レ子。群臣皆從焉。必共議之立二幼主一。吾等何以レ兄從レ弟乎と云へり。應神天皇幼子稚郎子を太子となさんと欲し。而も二兒の意を和らげんと欲し。試に問ふて曰く。汝等亦愛レ子也。對言甚愛也。亦問之。長與レ少孰尤焉。大山守命對言。不レ逮二于長子一。於レ是天皇有二不レ悦之色一。時大鷦鷯尊預察二天皇之色一。以對言。長者經二寒暑一既爲二成人一。更無レ悒矣。唯少子者未レ知二其成不一。是以少子甚憐と。天皇大に悦びて稚郎子を立て〻太子とし。大鷦鷯尊を輔佐とせりと云ふ。神武天皇崩じたりし時。儲貳定まらず。綏靖天皇の庶兄手研耳命。行年巳長。久歷二朝機一。遂以二諒闇之際一威福自由。包二藏禍心一。圖レ害二二弟一さあり。兄必ず相續權ある者ならば。二弟を害せずとも皇統を嗣ぐは易々たるのみ。扨綏靖帝と兄神八井耳命と謀り。之を殺すに。神八井耳命心弱くして。手脚戰慄し。矢を放つこと能はず。綏靖帝一人にして之を射殺し〻かば。神八井耳命は吾是乃兄。而懦弱不レ能二致果一。今汝特挺二神武一。自誅二元惡一。宜哉乎汝之光二臨天位一と云へり。是等强て兄弟に拘はらさりしを見るへし。大寶の戸令には財産相續の法を記したれども。家督相續の事を記さず。家督相續と云ふことは。官位俸祿を世襲する習慣起りてより。始て必要となりしなるべし。弟の兄の跡を繼ぎ。孫の祖父の跡を繼ぐ類。是養子に非ず。其の他は養子として相續するものなれば。養子の部に出したり。又平民に在ては男子なき時は女子をして相續人とし。之を戸主とすることあり。武家は兵役に從事するの務あるにより。子幼なれば減祿し。女子のみなれば斷絶となる例なり。又總領の病氣又は不品行なる等により總領除きをするは。武家は主人へ伺濟の上決したり。平民は名主にて奉行又は代官に許可を得たるものなるべし。明治以後に至り分家を禁ぜられしより。財産分配の必要起り。一家族にて財産を分配すること始り。仍て民法制定の時。其の條文に。家督相續と。遺産相續との章を設けあり。

サウノコト 箏には。近來二種あり。雅樂に用ゆるを樂箏或は單に箏といひ。俗曲に用ゆるを俗箏或は筑紫琴と云(ツクシコトの部を見合すべし)。さて歌舞品目に曰く。箏(サウノコト) これは漢土より傳はりし器なり。和名類聚抄曰。風俗通云。神農作レ箏。或曰蒙恬所レ造秦聲也。蒼頡篇出レ箏。形似レ瑟而短。有二十三絃一。注狙耕反。俗云象乃古止とみえたり。源語にも。しやうのこと。又は。さうのことゝ見えたり(中畧)。按するに。風俗通云。蒙恬所レ造秦聲也と云ひ。集韵。秦俗薄惡。有二父子爭レ瑟者一。各分二其半一。當時名爲レ箏といひ。杜佑通典にも箏秦聲也と云ふもの皆此稱の據とみえたり。然るに。文選。秦李斯か上二始皇一書に夫擊甕叩缶。彈箏搏髀而歌。嗚嗚快レ耳者。眞秦之聲也。鄭衛桑間韶虞象武者。異國之樂也。今棄二叩缶擊甕一。而就二鄭衛一。退二彈箏一。而取二韶虞一。名レ是者何也。快意當亦適觀而巳とみえたる當時の人の稱する所を以て考れは全く秦聲にして。班氏の神農作レ箏の說はしからざるにや。又

秦琴とも云はこの事なるにや。唐白居易の廢琴歌には不レ辭爲レ君彈。縱彈人不レ聽。何物使ニ之然一。羌笛與ニ秦琴一と云も。秦箏なるを知るへし。また妙音院師長公の撰ひ玉ひし箏の譜を仁智要錄と題號せられしは。仁智を以て一名とせられしに似たり。この文は晉傅玄が箏賦に出て。絲竹口傳にもこれを稱せり。箏賦云。代以ニ蒙恬所一レ造。今觀ニ其器一。上崇似レ天。下平似レ地。中空准ニ六合一。絃柱擬ニ十二月一。設レ之則四象在。鼓レ之則五音發。斯乃仁智之器。豈亡國之臣。所ニ能關レ思運一レ巧哉といへりと見えたり。所詮箏の起原は詳かならざるなり。さてまた大日本史に曰く。箏。以レ桐製レ之。上崇。下平。中空。古制長五尺半。嵯峨帝更爲ニ六尺五寸一。後又減ニ一寸一。又有レ作ニ六尺二寸七分者一。首濶八寸二分半。尾廣七寸八分餘。十三絃。柱高三寸。以ニ鑿爪一彈レ之とあり。また同書の註に按風俗通云。箏五絃筑身也。又魏阮禹箏賦。晉賈彬箏賦。竝爲ニ絃十二一。隋書云。箏十三絃。急就章註曰。箏本十二絃。今則十三。據レ此。箏本五絃。魏晉以後增爲ニ十二絃一。至レ隋又加ニ一絃一也。和名抄。口遊。懷竹抄。載ニ絃名一云。一二三四五六七八九十斗爲巾。是爲ニ十三絃一者是也と見えたるは以て箏器の變遷に就て其一斑を推知するを得べし。而してこの器の本邦に傳來せしは。歌舞品目に。此品我邦に承和十二年唐より傳ふといへり。類箏治要曰。私按唐家樂師。海州沭陽縣孫賓會昌五年(本朝承和)。均樂譜持薦ニ吾本朝一と云ひ。又秦箏相承血脈にも此孫賓を祖として曰。仁明天皇承和十二年乙丑。箏竝樂曲譜持薦ニ于本朝一とみえたりとあり。また大日本史には仁明帝時。遣唐判官藤原貞敏受ニ之唐人劉二郎一。而傳ニ于本朝一と見え。いづれが是なるを知らず。然るに職員令大同四年三月二十八日の官符云。唐樂師十二人の中に箏師あり。されば此器は仁明天皇の御宇を以て將來の起原とはなすべからず。既に少くとも嵯峨天皇御宇以前にありしを知るべし。按ふに前記孫賓を箏の師祖とするも。及び貞敏を以て將來の始めとなすは。恐く樂曲の相傳を指せしものにて。この器の渡來の何時に始まりしかは。蓋し詳ならざるなり。

さて歌舞品目に箏の調絃法を記して曰く。

【七五】(ツム)とは。三三八(入中大)。共に爪調の譜にあり。七五は。樂家錄曰。七絃當ニ中指一。五絃當ニ大指一。而一度撮上之譜也。三三八。又曰此の右方之細書。以ニ大指食指人指一使之法也とあり。」【火】仁智要錄曰。絃移の間。火急なりと。其譜如レ下。□火□□火々□是は。」【待】是は。其間のあるの稱にして譜は引の字を用ゆ。要錄曰。絃移之間。延引也。其譜如レ下。□引□。」【丁】停の畧字か。要錄曰。彈絕とあり。然るに琵琶の譜にあるは。音樂古意に說あり。□」【了】要錄曰。彈已畢と。ひき終りたるを云。」【左手法】。【取】仁智要錄曰。取由。一度。曳緩也。了。樂家錄取之畧字。譜了□。」【推入譜】□。」【推放譜】□。」【二度推入譜】□。共仁智要錄にあり。樂家錄曰。凡推放之說。管以ニ七聲一奏。而箏調止ニ於五聲一。假令管吹ニ仲呂之音一。則箏彈ニ姑洗一。故少推レ之。以令レ相ニ近仲呂之音一と

【唱歌】樂家錄曰。或曰。箏本無ニ唱歌傳一レ之。則用ニ笙譜一。是其節奏。不レ違ニ于笙一。於レ笙吹延處。箏亦延レ之。故。直用ニ笙譜一也。然爲レ易レ曉之故。中世以來設ニ唱歌一傳。云。唱歌之法。譜面「引」如此引字之中有ニ拍子一。文者。言レ待唱ニ延之一。二七八。是唱ニ七搔八一也。餘皆倣レ之。七搔者言ニ之管搔一。八者言ニ之小爪一。餘皆同レ之。此外障爪。返爪。連。結手。取手。淘手。推手。火字。此八者無ニ唱歌一。

【調絃】の種類【一越調(呂)】一(一越)。二(一越)。三(黃鐘)。四(盤涉)。五(一越)。六(平調)。七(下無)。八(黃鐘)。九(盤涉)。十(一越)。斗(平調)。爲(下無)。巾(黃鐘)。

【一越調(律)】即下一越調(メリ)一(黃鐘)。二(一越)。三(平調)。四(下無)。五(黃鐘)。六(盤涉)。七(一越)。八(平調)。九(下無)。十(黃鐘)。斗(盤涉)。爲(一越)。巾(平調)。」【平調(律)】一(盤涉)。二(平調)。三(下無)。四(黃鐘)。五(盤涉)。六(上無)。七(平調)。八(下無)。九(黃鐘)。十(盤涉)。斗(上無)。爲(平調)。巾(下無)。」【雙調(呂)】一(雙調)。二(雙調)。三(一越)。四(平調)。五(雙調)。六(黃鐘)。七(盤涉)。八(一越)。九(平調)。十(雙調)。斗(黃鐘)。爲(盤涉)。巾(一越)。」【黃鐘調(律)】一(平調)。二(黃鐘)。三(盤涉)。四(一越)。五(平調)。六(下無)。七(黃鐘)。八(盤涉)。九(一越)。十(平調)。斗(下無)。爲(黃鐘)。巾(盤涉)。」【盤涉調(律)】一(下無)。二(盤涉)。三(上無)。四(平調)。五(下無)。六(黃鐘)。七(盤涉)。八(上無)。九(平調)。十(下無)。斗(鳧鐘)。爲(盤涉)。巾(上無)。」【太食調(呂)】一(盤涉)。二(平調)。三(下無)。四(鳧鐘)。五(盤涉)。六(上無)。七(平調)。八(下無)。九(鳧鐘)。十(盤涉)。斗(上無)。爲(平調)。巾(下無)。樂家錄曰。近代不レ用レ之。惟如ニ平調一調レ之合ニ奏之一。【高麗一越調】樂家錄曰。爲レ呂如ニ太食調一調レ之。【高麗平調】樂家錄曰。爲レ律如ニ平調一調レ之。【高麗雙調】樂家錄曰。爲レ呂柱如ニ一越調一調次第同ニ于黃鐘一。」【調子品】(テウシボン)。【一越調】。【一越性調】。【沙陀調】。【平調】。【太食調】。【器食調】(器一作乞)。【双調】。【黃鐘調】。【大黃鐘調】。【水調】。【盤涉調】。【風江調】(江一作レ香)。【羽調】。仁智要錄曰。今按箏調子品。上古。各用ニ本調一。絃管無レ異。即以ニ一越調一合ニ笛一越調一。以ニ箏黃鐘調一合ニ笛黃鐘調一歟。而後世。箏師。傳ニ授三調一。廣令ニ流布一。所謂一越。性調。平調。大食調。是也。自爾以降。以ニ箏一

越性調一。合二笛一越調。沙陀調。雙調。水調一。以二箏平調一。合二笛平調。性調。黃鐘調。盤渉調一。以二箏太食調一合二笛太食調。乞食調一。然以二箏一越性調一合二笛雙調。水調一。以二箏平調一。合二笛盤渉調一時。或。柱遠。手操有レ煩。或調高音聲難レ和。爰以二箏雙調。水調。盤渉調一。各合二本調一。柱。在二平調位一。緩急得二其中一。故件六調子。師説今存。所レ謂一越性調。平調。太食調。雙調。水調。盤渉調也。永傳二後昆一。勿レ令二斷絶一。但於二雙。水。盤渉三調一者。得レ人可レ傳耳とみえたり。」また同書に箏譜の説明あり。左の如し。

【右手法】　○一／○二／○三／○四／○五／○六／○七／○八／
管掻譜は。　五　六　七　八　九　十　斗　爲　巾

この類。皆管掻なり。其法如レ下。

宮　商　角　徵　羽　宮
中　中　中　中　中　大
二　三　四　五　六　七
食　食
三　四」

小爪(コツメ)は。二、／七　七、　○　三、／八　八、　等にして。下の七及び八を一絃づゝ大指を以て拍子にあてゝ弾するなり。」障(サワル)。これは小爪に似て不レ同。弾する時。於二前後文之間一意設二三文一。當二於其第三一弾レ之也。常小爪當二于其二一也と。樂家錄にみえたり。其譜は。譜傍加二障之字一耳となり。又假名にてさはるともあり。」返爪(カヘシツメ)。樂家錄曰。是以二大指之爪甲一前方弾レ之。按するに。譜傍に返つめと註せり。」連(レン)。仁智要錄曰。大指歷渡。六絃一聲。但絃の多少隨レ便用レ之とあり。譜如レ下［□□□□□。」結手(ムスブテ)。此法延只拍子。早只拍子の中のみにあり。譜［八九十一斗一爲一　○八。」早掻(ハヤカキ)。於世物。早只拍子物には。此手法を用ゆるなり。閑掻よりは。疾速なる手法なり。

また同書に曰く【母箏(オモコト)】箏の音頭をいふ。面琵琶といふに同し。禮儀類典に。二水記を引て。永正十七年三月三日御樂始の記をのす。其中の御樂目錄に。御所作笙。傍註に御殘樂三反(蓋し殘樂とは箏を主とし。篳篥之を操りて奏するもの也。此時には箏は輪説とて普通に用ひざる手を。巧みに弾きて箏の技量を表はすものなり。親王御方の傍註に。御母箏さあり。又大永八年十二月二十六日の御樂の目錄にも。絃御所作兩調子。傍註に。御母箏とみえたり。又目錄にも。畧書して母の字一字を註せるもあり。笛琵琶にも面笛など面の字は。假借にして。母の字を用ゆるか。宜しきを。いつか假借のみになりたるにや。母は母木の於毛乃木と訓せるとみゆ。」【類絃】類管のゐにて。同し絃類の稱する辭。樂家錄にみゆ。」【手使(テヅカヒ)】手法のとなり。絲竹口傳に。調子よきかあしきか試のぼるてづかひを登掻合とは云なり。」【雜足】樂家錄曰。管掻延早共掻華之指法。號二之雜足一也。凡其法。以二食指一當二大指之腹一。合二中指與二大指一之端。而無名指小指之二者不レ屈レ之。如レ此則其指似二雞足一故云爾。」【爪調(ツメシラベ)】樂家錄曰。謂二爪調一者箏之音取也。其譜有レ二。一者律也一者呂也。其弾法一人弾レ之。」【掻合(カキアハセ)】又曰。掻合者箏之調子也。是亦有二二譜一。而一者律一者呂也。上首弾收而類絃次第附レ之退弾也。至二于上首一次第以二管掻一弾二止之一。」【調子】掻合の一名也。然るにこれは。漢土よりの名目なりと。絲竹口傳曰。箏の大事は。調子にをさまれり。琵琶の大事もしかの如し。又云箏の調子。琵琶の手と云ものあり。琵琶の手をは人常にひけとも。箏の調子ひく箏弾十人に。一人もあるやらん。ひきもせすきもせす同じ相弟子なからも。たかひに。心をおきて弾す。たゞ打任せたる掻合のやうに。人多く思へり。をかしきと也。又云。御前の講にても。私の講にても。ものゝ音。そろひて。面白く感にたへさらんとき。ものゝ上手どもの笛の秘事には。小調子をふきたまへ琵琶には。手をひかんなんといひてたかひに。心うちとけんとき。琵琶の手の次に。箏の調子をはひくなり。これはこゝそさ思ふさき。すへきなりとあり。

【箏の名所】また名所の條下に曰く。【槽(サウ)】上の平かなる板なり。琵琶は背面を云なり。樂家錄曰。是器の本體之名。其以二中空一爲レ名。俗呼レ甲。」【清仁】體源抄曰。甲名也。依二甲高一名レ仁。故仁者。是天也。絲竹口傳曰。則天皇后の箏の序と云ものを。あそばしたるには。笙と箏と。其形ふたつにして。心ひとつなり。乃至其の甲を隆して以て天に准ふ。是を請仁と云ひ腹ひらふして地になそらひ。是を濁智と云。中うつろにして以て人になそらふ。誠に仁智の器也とあり。按するに請は清の字の轉訛濁は沈の字の誤寫なるへし。沈智は下にみゆ。」【龍角】樂家錄曰。是本末槽表之高木乘レ絃者也。體源抄曰。或抄云。箏は龍音體委く申せは。はゞかり侍へしさ見えたり。【遠山】絲竹口傳曰。上の龍角を遠山と云ふ。」【龍鼻】樂家錄曰。是器の端。木口也。【龍頭】同書。是本之粧。螺鈿之表總體之名也。」【龍臉】是與二通絃孔一與二器端一之間也。此粧末亦有レ之。同名乎。是愚按也と。」【龍頰】是槽之腋。螺鈿之處也。末方亦有二同名一乎。是愚按也。」【龍脣】是龍舌之廻。以二黄色之木一粧之處也。」【龍舌】是空中之端以二黄色之木一粧之處也。」【龍呴】是在二裏板上下一之空也。俗呼二音穴(インケツ)一。」【音出(インシュツ)】絲竹口傳曰。裏の穴を音出と云。又は金戸玉戸とも云。日月にかたさり。陰陽にあてたり。努々是を披露あるへからずとあり。されは金戸は日にかたとり。玉戸は月にかたとりて。上を日下を月にかたとれるにや。樂家錄に金戸栢形之面。玳瑁之處。玉戸是

龍額中央飾二玳瑁一之處。是愚按也。とみえたり上の說と異なり。」【龍帶】樂家錄曰。是玉戸之四邊小飾也。此粧末方亦有レ之。同名乎。」【三獄】同書。是器末如二栢葉一者也。俗呼二栢形一也。」【龍尾】是栢形之表。以レ錦張之處也。」【腹】槽の背面にして。下の方の總名なり。」【龍脊】腹の一名なるへし。」【沈智】體源抄曰。腹名也。依二腹一名智一故に智是地名也。仍名レ箏。號二仁智一矣。」【龍趾】下なる二つの足也。樂家錄曰。是在二兩腋端之下一木也と。」【磯通】同書。是器之腋。凡謂二之磯一。一曰二磯邊一。」【渚(ナギサ)】絲竹口傳云。手本の龍角のきはを。なきさと云なり。されはなきさかくと云とあり。樂家錄曰。是續二于龍趾一在レ端之木。是愚按也と。絲竹口傳の說に從ふへきにや。」【林鹿】樂家錄曰。是結二附絃本一小竹也。」【木度】同書。是在二裏板之內一。三之木也。」【通絃孔】體源抄曰。鷄目孔也。樂家錄曰。是通絃之孔也。」【鷄目】同書。是通絃孔周之座也と見えたり。

【名器】さて箏に名器あり。大日本史に曰く。秋風。鬼丸。竝醍醐帝重器。及二帝崩一。藏二秋風于山陵一。曰大螺鈿。曰小螺鈿。竝村上帝重器。曰岩越。上東門院重器と見え。樂道類集には近代の名器を載せ。中に千本なる名器は攝津四天王寺の什物にして楠正成の獻ずるところのものなりといふ。又さて名器と稱するものは。秋風。延喜聖主御箏也。崩御之後籠二山陵一。秋野。大螺鈿。天曆帝御箏。小螺鈿。同上。獅子形。本名獅子丸。小野宮殿改レ之。小獅子。臥見。蟲麻呂。白箏。大穴(蟲麻呂以下宇治殿箏)。鹽竈。鬼丸(樂家錄云。本延喜帝御物。後小野宮御物云々。又有二三位中將公宗朝臣同名之箏一)。神智作。古上。蘆鶴。輪臺。青海波。花文。蟬清(本繪入二錦袋一)。無名二張(拾芥抄。已上承平四年九月五日入目錄)。岩越。松風。宜秋門院御物。駒。後奈良院御物。遠雁。虎。巴。已上三絃宮物也。須濱。四辻公理卿重器也。螺鈿紋有二須濱一世曰二小野小町箏也一。遠雁以下。近代斷絕。千本。在二天王寺一。楠多門兵衞正成奉二寄進一。

サウトム　草墪は。藁を心として。高さ一尺三寸ばかりに圓く作り。上をすべて錦にてつゝみたる腰掛なり。禁中名目抄に。陪膳の采女(ウ子メ)の座との註あれども。それのみには限らず。節會饗宴などの折。公卿たちの長臺盤にて物食すには。必ずこれに着座するなり。年中行事繪卷。內宴のところに。臺盤と草墪とをすゑたる樣見えたり(宮殿調度圖解)。今も支那人の陶器にて作りたるを輸入し。庭中の亭などに据ゑ用ふる者多し。矢張りトンと呼べり。榻の字を書くにや。

サウバ　相場。一に相庭とも書けり。貨幣と物品との市場の時價なり。又金銀と錢との交換割合をも錢相場と云へり。米相場は大阪の米市場成立するに至りて。自ら延又は定期の如き特種の賣買方法立ち。亦この方法に依りその價位をも呼ぶに稱するに至れり。而して相場を試む又は相場師などいふときは。專らこの特種の賣買法に依りて勝敗を試みるの義となれり。ふるくは現物商內の市場のほかには。專ら米相場を指しゝが。維新後は公債株式の取引加はりたり。(クワヘイ。トリヒキショ參看)。

サウマヤキ　相馬燒。磐城國中村にて造出する陶器なり。相馬砂燒また駒燒ともいふ。工藝志料に。相馬製は慶安年間磐城國宇多郡中村に於て。其地の工人始て製出する所の砂器なり。其の陶は膚質粗糙にして灰色釉を施し。走馬を畵くを以て常とす。其の畵は畵工狩野尙信嘗て此地に遊ぶの時。中村の城主相馬義胤の求に應して畵くと云ふ。走馬は相馬氏の徽章を取るなり。古製のものは馬を畵かざるもあり。近世に至り工人發明して一種の陶器を製す。其巧甚精好なり。能く茶法を造る。前製の者と甚面目を改む。而して前製後製竝に巧を傳へて今に至る」と。尙世事畵報(明治三十二年一月)に。同鄕人吉田僊花其起源。製法等を詳錄するあり。左に抄す。【起原】元和九年德川家綱公上洛さるゝ折なりけり。田代源五右衞門と云へるもの。相馬藩主相馬大膳亮義胤に追從して上京しけるが。此の義胤は相馬中村の藩主にして世々六萬石を領し。珍奇なる器物を愛玩されたるが。殊に陶器は最も秘藏せられたり。左れば上洛されたる時。京より製造する御室燒の雅致あるを見て。大に賞玩せられ。斯る陶器を我藩よりも製造しなば。面白きのみならず。諸人の用器ともなるべしとて。源五右衞門を召し。如何に其方。此陶器の製方を學びて我藩よりも京の御室燒にひとしき陶器を出すあらば。獨り我藩の幸のみならず。奧州各藩の幸となるべし。汝止まりて此製造法を學ぶの心なきやとの事に。源五右衞門仰せかしこまり。拙者不肖ながらも兩三年の間御暇を戴き。實際に就て學びなば。其方法を學び得ざる事あらざる可しと答へたるに。義胤も大に喜こび。さればとて。源五右衞門は直ちに御室燒の製造者なる野村仁淸の許を音訪れ。志願の趣を物語りて。製法を學ばんことを申入れしに。仁淸も快よく承諾しければ。源五右衞門夫より陶器工人となり。一心不亂に學びしかば。兩三年にして其製法を會得し。猶一層の研鑽を積まんとて前後七年の間熱心に製造に從事し。頗る造詣する處ありしかば。仁淸も大に喜こび。將に相馬に歸藩せんとする折から。一日仁淸は源五右衞門を招き。おん身七年の間我に從ひ。熱心に業務を勵まれしこと誠に感するに餘りあり。今別に臨みて餞するもの一物もなし。只淸の一字以つて不腆の

贈とせんと云ふ。源五右衛門數回謝して曰く。是れ何よりの恩賜。終生以つて其名を採らんと。是より源五右衛門を改めて清次右衛門とせり。左れば是れより現今に至るまで十二代皆清次右衛門を以て業を營なみ來れり。」扨清次右衛門は其厚誼を謝して歸藩するや。藩主の命を受けて直ちに陶器製造に從事せり。慶安元年二代目清次右衛門に至り。技益々進み。大に巧妙の域に達せしかば名聲愈々喧しく。藩主の愛翫益々厚くなりぬ。藩主一日清次右衛門に謂はるゝ樣。同質の陶器を御室相馬の二箇處より製造せば。二者混同して何れが其本元なるを知る能はず。しかのみならず。得失必ず何れにか歸すべく。甚だ好む所にあらず。是れが爲めに何れか名聲の墜落するあらば。得失何れに在るにもせよ快よからざる事なり。是より名目を改めて兩者劃然たらしむ可し。然かせんには猶製法を一變し。御室燒の同一種にあらざる樣せざる可からず。其心して製造しなば却つて面白かる可しと。清次右衛門其旨を體し。是より種々の工夫を凝して遂に一種雅致ある製法を發見し。之れを畫くに馬匹を以つてし名つけて相馬駒燒と云ふ。是れ即ち相馬駒燒の起因なりと。十一代目の清次右衛門に至り。慶應三年京都に上り。自製の陶器即ち駒燒を宮內省に獻上しけるに。畏くも叡覽の榮を蒙り。加之ならず宣叙法橋の位記及び膳部御墨附其他かずかずの下賜あり。明治維新に至るまで御用陶器となりて私かに販賣するを得ざりき。御下賜の品々は今猶田代家に保存し有り。」【製法】製造器械は一般陶器製造に用うる轆轤踏臺にして。竈の構造は同じく普通のもの。即ち一個つゝクペリとなり。都合七個登りなり。陶器の材料たる土質は磐城國相馬郡入幡村字山田の土砂を採掘し。之れを舂き。水に晒し。乾燥して然るのち篩にかけ。細粉として調製す【特色】相馬駒燒の特色は前にも述べたる如く。堅緻なるにあり。普通の陶器は一旦猛火に燒かるゝあらば。必ず破碎して原質に歸するものなれども。是れは然らず。如何なる强烈なる火に逢ふと雖も。曾つて破碎するの憂なし。每個畫く處の馬匹の畫は殊に一種の筆勢と雅致とを有す。聞く此畫は世々其業を繼ぐものにあらざれば能くする能はずと。宜なり。少しく駒燒を知るものは馬匹の畫によりて其眞僞を甄別すること。猶一奇とすべきは器物の內底に畫きし馬匹が。清水。清酒を滿つるあれば。必ず水面に浮映すること是れ也。是れ畫法にあるか。製造法によるか未だ知る可からすと雖も。何れか其術の巧妙に出づること疑ひなし。而して此陶器が此の如く堅緻なるにも拘はらす。茶呑として使用するときは。其の年數の久しきに從ひ。自然に茶沁の外部に現はるゝを見るべし。是等は實に此陶器の特色にして。愛翫者あるも之れが爲めなり。【種類】日常の茶器は更なり。花瓶。置物。其他何種なるをも擇ばず。他の陶器家の製造する處のものは同じく製出す。就中人の最も珍重するものは茶器に在りとす。而して明治十七八年の頃より小品にして精巧なるものを製造するに至り。鈿の珠。根掛の類世に流行す。每器皆馬匹を畫きて章となし。如何なる微細のものと雖も畫かざるなし。其馬匹は金と墨とあり。金は貴量にして價位隨つて高貴なれども其の雅致なるに至つては墨馬却つて趣あり。」【雜說】維新前までは廣く世に販賣せざるを以つて。之れを見んと欲するもの多しと雖も。容易に得ること能はざるが爲めに。此陶器を以つて一種神爲のものとなし。種々の浮說を唱へたりし。曰く駒燒は相馬妙見社の神水を以つて調合するが爲めに諸病に効驗あり。殊に此器もて水を呑むときは腦充血病を患へずと。曰く相馬駒燒の製法を他に摸造されんことを怖れて。藩外には販賣せずと。是れ皆浮說なり。斯くの如き浮說の出でし所以は前にも述べし如く。宮內省の御用品となりし爲めと。其製法の最も巧妙なりし爲めとにして。彼の諸病に特効ありと云ふに至りしは。此器物の容易に求め得ざるに出づるのみと云々。

サウミ　觀相。（クワムサウの部を見よ）

サウメム　索麪は。小麥粉を以て製せり。其製法及食法等は下に諸書を引て證すべし。和漢三才圖會云。索餅俗云素麪也。造法。用レ麪和ニ鹽水ー溲レ之。和レ油乘滑作ニ細條ー拽ニ引之ー。如レ絲掛レ竹乾レ之。用時煮レ之去レ沫。其沫乃油氣也。沫盡爲レ佳。而蘸レ汁食レ之如ニ饂飩ー。再入ニ末醬或醬油ー煮食稱ニ之入麪ー。共入ニ研萊菔ー乃辛味佳。萊菔能去ニ麪毒ー也。本朝七月七日餽レ之每家食レ之。出ニ於備州三原。奥州三春ー者。細白美也。豫州阿州亦不レ劣。和州三輪自レ古雖ニ名物ー不レ佳。攝州大阪最多造レ之送ニ于四方ー。又和訓栞に。さうめんは索麪の音轉也。又索にその音あり。索餅も同し。七月七日に索麪を用ふるは。十節記に是日食索麪其年中無瘧病といふに據る也。醬もて煮たるを煮麪と稱す。にうめむとよふは音を引たる也」といへり。按するに。にうめむを三才圖會に入麪と書けるは非也。和訓栞にいへる煮麪のかた優れり。總して索麪は夏時の食物なれと。煮麪は寒夜などに用ふるまた佳也。鯛を入れて羹にしたるを鯛麪と云。芭蕉の句に。「煮麪のした焚つける夜寒かな」といへるは趣あり。又和漢三才圖會に。平索麪。不レ用レ油用レ鹽雖レ爲ニ細絲ー。帶レ匾似ニ紐革饂飩ー而美。自ニ和州ー多出。用時。少時漬レ水出ニ鹽氣ー。煮レ之。則甚柔佳。」といへるは關東邊にて乾饂飩といへるものなるべし。

ザウリ　草履（雪踏）。草履はいつの頃より用ひ來りしか。其年代詳らかならねど。其由て來ることいと古きことなるべし。古來草履に多くの種類ありたれども。後世其形も色々に變はり。殊に近代漸々奢美の風をなし。雪駄といふもの大に行れしが。維新後久しく廢れ。近年また漸く用ひらる。妙齡の婦女にして之を穿く者多きは。蓋し京阪風に據るならん。今一二の書に見えたるを左に擧く。

【蒲葵の裏無の事】貞丈雜記云。檳榔の裏無の事。太平記卷九。門主は長々と蹴垂たる長絹の御衣に。檳榔の裏無を被レ召云々（長絹は絹の名也。古は有て今はなき絹なり）。檳榔は蒲葵といふ木の事也。木の形も葉も椶櫚の如し。葉はしゆろよりも長し。白く枯せば菅に似たり。其葉にて作りたる草履を檳榔の裏無と云也。裏無とはざうりの事也。緒太とも云。野宮宰相定基卿の云。緒太是俗名に候。上古は裏無と稱候。檳榔を用る事。觀應二年四月四日の園大曆に所見候。今は燈心草を編て作り候云々。

【緒太金剛草履】又云。緒太と云は藺の草履也。常の如きの紙緒のざうりの緒を太くしたる也。眞中のふとき所を三寸廻り程にする也。式正の裝束着したる時はくざうり也。緒太をゐのげゝとも裏なしとも藺金剛とも藺履とも云也。女のはくは緒細き也。」嬉遊笑覽云。こんがうは金剛にて。もと佛氏より出で堅固なるをに喩へたる語なり。こんがう署きてこんごとも云り。物類稱呼に。江戸にてこんがう。又のりものざうり。小注に。裏おもて共に藺の殼をもつて織たるもの也。畿內西國にてこんがうといふ。乘物ざうりの名はなしさいへり。ゐにて織たるのみにあらず。可笑記（四）。こんがうと申すはき物は。わらにて作るものなれば云々といへり。平家物語に馬には乘らで芥下をはきとあり。廿露寺職人盡歌合。ざうりつくりが詞に。じやうりくいたこんがうめせと有て。其歌に「とがむべき人もあらしなゐげゝはき。雲ゐの月をのぼりてやみん」とよめり。ゐげゝは。藺こんがう也。いたこんがうは。その圖を見るに。上下角ありて板の如し。安齋隨筆に尻ぼそに作りたるげゝを圖す。其旁に注て云。長さ足二たけほご有て細長く。廣さ足より狹し。惣體わらを二つに折て曲て平く三つ組にする。はな緒繩なり。紙も卷かず。甚麁相に作りたる物なり。是は京都上賀茂の神社へ御裝束奉る時其中にあり。神前に奉るなり。もとは此體なるを後に巧みを加へて今の草履を作り出したるべし。」緒太は續武家閑談。毛利家の內室上京の行粧に。輿には後に緒太の上履を置くなり。又細緒は一代男草子（七）。中ぬきの細緒。色三線（二）。細緒のわら草履なと有り。

【足半草履（アシナカ）】貞丈雜記云。雜々記にあしなかには禮儀なし。人の敷皮に坐し候とも。返る時あしなかはぬくまじき也とあり。是を以て考ふるに。敷皮しきて坐したる人の前を通るには。草履沓などをばぬぎて通りたると見えたり。足半はぬがざる也。

【爪がくし】嬉遊笑覽云。爪がくしと云草履は。吉原町の揚屋女郎はきたりとぞ。向ばな緒の所反て。足の指見えぬやうにしたる故に爪がくしと云。我衣に。此草履享保の始よりあり。常の女ははかず。女の裏付ざうり寬保よりはやる。寬延二年には三枚五枚の裏つけ出來。同三年止めらるとあり。近年まで【つゝかけ草履】とて。職人などの穿く草履に。其の頭の反りたるあり。前緒短き故穿けば其の頭反り。踵は尻の方へはみ出すなり。近年大に減じたり。

【藁草履。𥴩𥴩】和漢三才圖會云。藁草履。以藁稈作之。出於奈良爲上。京師悲田寺。遠州懸川作之者亦美也。京師藺草履又佳。」𥴩𥴩。用竹𥴩作之筍皮色白美也。淡竹𥴩次之。眞竹皮有黑點不佳。蓋𥴩𥴩近世所作出乎。貴家不用之。」又嬉遊笑覽云。一代男（二）。かずせつたと云は。物類稱呼に江戸にていふかはざうり（竹の皮にて作る）を。九州にてうらなしと云。東國にてかずざうりといふ。今江戸にて千足といふざうりは。わら草履のをに麁相なる也。これ員ざうりの義なり。

【中ぬき草履】藺を以て表を造り。鼻緒を紙にて卷きたるなり。德川氏時代玄關先などへは必らず中抜を用ひしもの也。これは緒太金剛より出しものなるべし。

【廡裏草履】また藤くらともいふ。其名の由來は知らず。鼻緒は白き布にて縫ひ。裏に廡を緘付しものにて。至て丈夫向なり。遠道なとするに用ふ。また職人のつゝかけといふはこの草履なり。

【雪踏】は。もと尻切（シキレ）といふ草履より變せしものといへり。貞丈雜記云。しきれとは尻切と書く。革にて作りたるはき物也。道のしめり有時はく物也。今の世の雪踏といふ物はしきれをまねたる物也。雪踏は千利休のし出したりと云近代の物也。しきれは昔よりありし也。」嬉遊笑覽云。せつたははじめ竹𥴩にて作りしなり。嘉多言（四）。雪駄をせきだと云はわろしといへど。苦しかるまじきか。せちだ。せつたなご云は。耳に立てあしゝ。是はまた無下に近き頃。京の者が作らせてはき侍りしを。利休といひし茶湯者が世にひろめて。はやり出侍りしとかや。竹のかはには自然と般若の文字侍ると云傳へて。笠などにはせしかご。足にはく物には昔は用ひざりしを。末の代には色々と改りて。古風をうしなふと是に限らずといへり。或はいふ利休始て是を作らしめ。雪中露地に入るに。草履に濕の通らぬやうに。裏

に牛皮を付けたりといへり。此の説非なり。和名抄。𩋆。草履とありて。𩋆靪。唐韻云。靪補二履下一也。今按。下賤人以二牛皮一補二著屩下一。云二太知婆一。宜レ用二此字一乎とある物。即今の雪踏なり。古くより有しものと見ゆ。又按に太知婆とは。牛皮を切てはむるよし也。恐らくは尻切といふ名も。是より出たるか。凡草履は後の方先破れ易ければ。其處の裏に牛皮を切て付たるがもとにて。裏をすべて革にて張たるも猶小き革をその處に付たる物と思はる。尻切の形即これなり。然らば尻切とは尻に革の切を付たるよしの名にや(又おもふに古書に。女の草履の後のきれてほつれたるをはけるが往々見ゆ。是初めより然るにあらず。きれ易ければかくある也。この故に尻切と云。後に革を付るも。其名を呼なるへし)。是に依て今は雪踏の後みな鐵のかな物を付る。尻切の革後に出たるは昔の質素なるべし。」また箕山の大鏡。はき物は草履を本とし。雪駄を次にす。雪駄の鼻緒には。すり緒。ほそ緒。つぶれち。よしはら。一ツねち。三ツねち。丹前。生かげ。くりかげ。寸など。さまざま付來りぬれど。わきてつぶれちよし。生かげ。寸なら用。すり緒もよしはら宜しからず。草履金剛共に小はな緒の雪駄立を用。はなをふとく踵にあまらざるをよしとすといへり。是等今知がたし。其内丹前とあるは色芝居草子に。當世風の娘をいふ處。つめ袖に後帶もみの丹前をはき物にあてがひとみえたり。又ねちと云は。今のばら緒の類にや。」按するに。ばらをの雪踏は士人にても中以上の人多く用ひし也。工藝志料に雪踏の顚末を聊しるせり。重複には似たれと左に抄出す。「天正年間京師及畿内の人。好て熊猪鹿等の皮を以て草履の面に貼す。是を毛皮草履といふ。是より先和泉の堺の工人革を以て能く諸器物を造る。是に至て能く毛皮草履を製す。」慶長五年の頃。天下の形勢一變す。爾來都下の人漸草履を着せす。好て雪駄を用ひる。京師及攝津の大阪の工人能く之を製す。」後水尾天皇の時に至りて。世人好て雪駄を着用す。故に剝皮工の業獨歲月に盛なり(雪駄は數百年前よりあり。牛皮を以て屩下に貼着す。これを多知波免といふ。然れとも人多く之を用ひす。此の際に至て人好て之を着用す。其製も亦往日と少く異なり。更に名つけて雪駄といふ)。さて今は草履は階廊なとを通ふに用ふるか多く。其の種類は。

【麻裏草履】藁の心のみにて作り。裏に麻の縄を(茗荷の葉にて代用せるもあり)付けて早く破るゝを防ぎ。緒は藁を布にて包みて立てたり。うは草履に用るもの多し。

【福草履】藁にて造る。緒も紙を卷きたる藁を注連の如く太く綯ひて立てたり。維新前武士の式正に穿くには之を用ひたり。今は劇場茶屋の客を送迎する時。其他儀式に用ふ。

【蘀皮草履】二種あり。甲はよりん坊(相撲取草と云ふ草の穗にて麻縄を卷たる者)を以て緒とし。多く厠に用ふ。乙は粗末なるものにて。緒も蘀皮を綯ひたる者ゆゑ。二三日にして破るゝ者なり。一時の用に用ふ。

【藁草履】是も二種あり。よりん坊の緒付たるは稍宜く。藁縄へ紙を卷きたるは劣れり。俗に之をひやめし草履と云ふ。共に臺所用なり。

【草履取の事】また元祿の著書鈐錄に云く。草履取皆前髮立なり。散しの小袖を着。腰に浮世袋を十四五もさけたりと。祖母の兄尾崎多門か召仕譜第相傳の家來に。篠田栗原と云者あり。其子に蔦之助。霞之助とて兩人あり。前髮立にて草履を取たりと。其比世上皆かくの如し。其後世上の風移り。召仕皆出替者になりて。前髮立少くなれとも。余か幼少の比までは倘多かりき。此比濃州の寄合衆高木が家風を聞くに。草履取と云は家老の子なり。元服すれば家老になるは餘風殘りたるなり。又仙臺の風を聞くに。武士皆譜第の若黨を夥しく持て。中間は少し。平生は若黨も挑燈をも持。草履を取ることをも恥とせず。二三百石の身上にても。侍を十人も二十人も持なり。故に奥筋の道中にて。伊達家の供廻を尻切蜻蜓と云は。若黨ばかりにて中間のなきことを云なり。是皆古風の殘りたるなり。扨戰場に至ては。陪卒も主人も隔なく。何にても得道具を持せたることなり。長刀にても鑓にても。弓。鐵砲にても。働かせたるなり。今の世は長刀は國持大名ならでは持ぬもの也。鑓は知行取ならでは持ぬもの也と云こと格式になりたるゆゑ。軍者も其了簡にて軍の時も左樣なりと心得るなりとあり。猶ヤッコを見るべし。德川氏の末草履取は折助の役にて。是のみは主人の供として。玄關の際まで隨ふことを得。然れど貴人に面し又言を交ふることを得す。貴人の來る節は禮を爲さず。後を向きて跪く法なり。柳營の退出の時などは雜沓する故。主人を見て遠くより草履を其の前に投るに。正しくそれへ竝ぶ樣に常に練習せしなり。又行列の時にも草履を手代りの者に投げて渡すなどの手練ありて。常に練習せしとぞ。

サウレイ　葬禮は。人事の最も重んすへきものにして。上は至尊より下は庶人に至るまで。相應の儀式あるを以て。僭上に流れす。輕易に失せす。哀戚を本とし。謹肅を主として。各々其分を守りて營むへきことなり。上古は百事簡素なるを以て。葬禮の如きもおのづから神隨の定まりも有しならむ。中世に至ては百度の

制定ありて。諸禮の面目を一新し。殊に葬禮の大典には。大に制定を加へられたるを見る。今古今葬事の沿革を證するに。上古の式はいかなる爲方にてありけむ。其の委しきこと物に見えず。されば近藤芳樹も。支那唐の世にすら。國恤の書をば燬して傳へさるくらゐの事故。まして皇國に於ては人情甚死穢を嫌ひ。甚喪葬を忌むにより。神代に天稚彥の死ありて。葬儀も粗見えたれとも。後世の規則とはなしがたく。令式なとの書にも委しく載られず。故に古禮を搜索すれとも。所見まことに尠し（葬祭考）といはれたり。天稚彥の死せし時。八日八夜。樂を設け歌を唱ひたること記紀に見えたり。今上代より物に見えたるかど〳〵を聊か揭ぐ。

【招魂（タマヨバヒ）】これ死者の靈魂を招呼て。再ひ復らしむるわざなり。仁德天皇紀に。大鷦鷯尊聞二太子（菟道稚郞子）薨一。以驚從二難波一馳之到二菟道宮一。爰太子薨之經二三日一。時大鷦鷯尊云々。乃解レ髮跨レ屍。以三呼曰。我弟皇子云々と見ゆ。これ招魂のわざなり。本居氏曰。解レ髮跨レ屍云々は。上代に死人を呼活す法なるべし。また玉勝間に野府記を引て云。萬壽二年八月七日丙辰云々。昨夜風雨間陰陽師恒盛。右衛門尉雅孝。昇二東對上二（尙侍住所）。魂呼（タマヨバヒス）。近代不レ聞事也。これいにし五日に尙侍嬉子のかくれられし時の事也云々とあり。これを見れは。中古までも折〻はかゝることを爲したることゝ知られたり。

【喪屋】古事記。天若日子が死せし處に。於レ是在レ天天若日子之父天津國玉神。及其妻子聞而降來哭悲。乃於二其處一作二喪屋一とあり。日本紀に便造二喪屋一而殯レ之。本居氏曰。喪屋は屍を斂置て其事ともを行ふ處也。古天皇の崩坐る時葬奉るまでの間。殯宮と申すに坐せ奉る。例を思ふに。上代には凡人も喪屋を作りしなるべし。」これ喪屋を立て殯斂せし事の證なり。書紀纂疏に喪屋謂二殯宮一と見ゆ。殯宮のこと本居翁の說に。殯宮は阿羅紀能美夜（アラキノミヤ）と訓へし。荒は鏷（アラカネ）。璞（アラタマ）なとの阿羅なり。其は新に死たる儘にて未た何とも爲あへぬ程の意。城は墓の紀に同じ。されば新に死たる儘にて未た葬りあへざる程。且姑く收置處を阿羅紀と云て。天皇などのは其宮を阿羅紀能宮と申せるなり。書紀允恭卷に。殯宮大夫玉田宿禰云々（大夫は殯を主れる職なり）。また參二集於殯宮一。敏達卷に天皇崩。起二殯宮於廣瀨一。推古卷に天皇崩。殯二於南庭二云々。誄二於殯宮一。舒明卷に天皇崩二百濟宮一。殯二於宮北一。是謂二百濟大殯一。天智卷に天皇崩。殯二于新宮一。天武卷に天皇崩。起二殯宮於南庭一なとあり（これらに依るに。殯宮は宮中にも造られ。又他處に造られしこともありしなり。大荒木森と云地名も。古の天皇の大殯宮の趾にぞありけむ。さて殯は。書紀などに皆モガリと訓り。其は或說に喪あがりなり。仲哀紀に无火殯斂。此云二褒那之阿餓利（ホナシアガリ）一とありと云り。さもあるへし）。又萬葉二に。天皇大殯之時と見え。又日竝知皇子尊殯宮之時云々。高市皇子尊城上殯宮之時云々。明日香皇女木䃜殯宮之時云々なともあり（師の考には天皇の餘は別に殯宮は立られず。これらは一周まで御墓づかへする間を。凡て殯と云しなりとあり。今按ふに天皇の外は殯宮無き證も見えず。又正しく殯宮ありし證も見えねども。既に殯宮之時とあろうへは。たとひ其宮は立られすとも。殯宮と云しことは明し。孝德紀の制に凡王以下及至二庶人一不レ得レ營レ殯とあるに依らば。皇子は殯せしなり。又制より前には。王以下も殯せしなるへし。さて右の如く殯宮之時と云るは。御喪之時と云義にて。必しも殯宮に坐ほどのみを云に非す。いづれも既に葬奉れる後の事までをよめり。されは師の一周までの間を云と云れたるは當れり）。齊明紀に。皇孫建王八歲薨。今城谷上起レ殯而收云々。詔曰。萬歲千秋之後。要レ合二葬於朕陵一とある殯は。詔に依るに。此天皇の崩坐て。合葬奉らむまで斂置奉るなれば。尋常の殯とはことなくそありけむ。」右の考にて喪屋即殯宮のこと明かなり。

【棺】ヒツギと云ふ。和名抄に比度岐（ヒツギ）とあり。和訓栞に人木の義といへり。また直に棺（キ）とのみもいへり。孝德天皇紀に。棺および棺槨を幾（キ）と訓せり。檀弓に登レ木。左傳に就レ木といふも棺の事なり。上古は棺多く臥棺にて。用材は柀を用ひしと見ゆ。神代紀。素戔嗚命見レ遺の段に。柀可三以爲二顯見蒼生（ウツシキアヲヒトクサノ）奧津棄戶將臥之具（オキツスタヘニモチフサム）一云々とあるを直指云。是上古臥棺之明證也。谷川氏曰。上古坐棺未レ見二其證一。今驗下發二古塚一者上。多是石棺。治レ之以レ朱。其戶南首伸二手脚一而臥。但今世士庶多用二坐棺一。蓋取二其便一也。又聞省中造營忌レ柀不レ用。蓋出二于此一云々。また轜車は。葬車にてキグルマといふ。下に引く令の文に見ゆ。德川幕府の頃は諸侯の身分にあらざれは。臥棺は用ひさる位にて。大抵は坐棺なり。今日神葬行れて。大抵亦た臥棺を用ふる也。」上代また石棺あり。工藝志料云。石棺。石槨は太古よりあり。而して皇親の葬儀に用ひる所の者なり。石を以て棺を造る是を伊志岐といふ。石を以て槨を造る是を於保土古といふ。棺槨竝に又伊志岐といふ。石工これを造り以て業と爲す。其の業と爲す者を伊志都久利といひ。又伊志岐都久利といふ（太古は棺は臣下より庶人に至るまで木を以て造る）。」垂仁天皇三十二年。皇后日葉酢媛命薨す。時に火明命の後裔和泉の人某石棺を作て獻す。天皇其の製の佳なるを賞して姓を石作の大連公と賜ふ。神武天皇以來鍛冶の業盛に興り。刀劍。鉾鏃等の兵器は皆鐵及銅を以て作り

て。石を以て製すること漸稀なり。是に於て石作部の業と爲す所の者は。唯石棺石槨等に止る。是に至て天皇石作大連公某に命じて。諸國の石作部を督せしめ以て葬事に預らしむ。本邦の俗。石を以て棺槨を造ることは。天皇及皇親にあらざるよりは之を造らず。是より後臣下も亦往々石棺石槨を造る。降りて孝德天皇の時に至て。制して臣下の棺は木を用ひるべく。棺の際會には漆をぬるべしと定む。是に於て諸國の石作部の業大に衰ふ。」大化元年。孝德天皇詔して職を世にするの制を廢し。石作大連公の石作部を督するを停め。喪事あれば朝廷時に工人を召して石棺石槨を造らしむ。後世に至て石棺の制廢す(石棺を廢する歲月詳ならす)とあり。明治以後臥棺を用ふる者多く。三尺四方のものは廢り行けり。

【入棺の儀】死者を棺中に歛むるの式。上代の事は知るべからず。佛葬行はれてよりは。大抵其法に倣ひて。死者を裸體になし沐浴せしむ。之を湯灌といふ(ユカムの字いかなる文字を用ふるにや。今は試に字を塡てしなり。所謂湯涌讀みなれと。元より俗の稱呼なれば。妨げざるべし)。上剃(カウゾリ)とて頭に髮剃をあてる。それより衣服を着せ。經帷子を上に纏ひて歛む。各其分限に應じ服具を棺中に納るゝなり。これ通例近世までなす所なり。屍に纏ふには衣服を以てすれど。屍のゆるがぬ爲めに。やむことなき御上には朱を以て棺につめ固むる。これは支那の法に倣へる事とぞ。其以下は炭の粉にてつめるといふ。凡人は葉抹香とて樒葉の乾したるを紙袋に入れ。これにて棺中を充るなり。按するに。神代紀天若日子が葬送の段に。造綿者といふを定めたることあり。古事記の傳に。造綿者は私記に謂下今以レ綿漬レ水沐二浴於死者一之人上耳と云へれど。そればかりの綿は。いさゝかなれば。それ造者とて。別に充べくもあらず。故思ふに屍のゆるがざらん料に。棺内の空處を。上代には綿して塡めけむ。其綿は多くいることなれば。それ造者を云ふにや。されと定めかたき事なりとあるを。近時松岡調これを敷衍して。此の說動くまじく思はるゝ。そは皇國の書籍ならねど。佛說樓炭經轉輪王品に。轉輪王命過以後云々。便沐二浴轉輪王身一。以レ綿纏レ身。復以二五百張白氎一纏レ身。着二鐵棺中一。以レ酥灌二其上一滿。以蓋二覆之一以レ釘釘レ之。出二轉輪王棺一。衆人共作二伎樂歌舞一云々とあるをおもへ。以レ綿纏レ身と云へるが。即て棺內にて屍の搖ぎて傷ざらしめむ料なるものをや。かくて此轉輪王と云へるは。起世因本經轉輪王品に。閻浮洲內轉輪聖王。出二現世一時云々。解レ髮垂下。飾以二摩尼及諸瓔珞一云々など有りて。すべてのさまを深く思ふに。吾上古の大王を申し奉るならむかとおぼしき事もまゝあれば。かたがた考へ合せて定むべし」といへるは。然もあるべく聞えたり。こゝに畏しこけれと後柏原天皇の御入棺の儀とて。二水記(鷲尾中納言隆康卿の筆する所にて。文龜四年よりの記也。寫本十卷あり)に。大永六年四月十一日。天晴。戌刻有二御入棺事一(御棺從二雲龍院一沙汰也)。先レ之有二御沐浴儀一云々(爲二僧衆沙汰一之間。不レ奉レ見)。範久朝臣取二御服(御直衣御袴御袷御念珠御血脈等。各居二御莒一。一度授レ之。御冠御枕。自レ本副二玉體一)等一授二長老一(泉涌寺)長老取奉レ入二御棺一歟。如レ此儀一圓爲二僧衆行事一之間不レ見レ之。頃之事調之由示レ之。仍催二御膳之事一。頭辨資定朝臣參進供二御膳一(先レ之橋以緒置二案二脚於御前一。備二御膳一料也)。菅少納言長淳(衣冠)役送。五前次第(第一……。第二御飯。第三……。第四……。第五菓子)。供了即撤レ之。此後供二御手水一(樣手洗御手拭等。以緖持參。授二長淳一)。資定朝臣先取二御手洗一。置二御前一(北面也。先例以二西南一爲二御前一歟。然而此記錄所御座分只一間也。爲二狹少一之間爲二北面一。立二御屏風一)次取レ樣(兼撤レ蓋)。入レ水(二三度。某由許也)。次取二御手拭一。懸二御手洗端一。則撤レ之。長淳取レ之授二以緒一云々と見えたり。右其大概を窺ふに足れり。出雲國造家喪記には。行水爪を剪り。髮を洗て之を結び。淨衣烏帽子を着せ。守の弓を納れ。女は水干を着せ。守の鏡を納め。正體を火盡の中に納む。其時屠(屠は祝と同)。唱て鎭り賜へと曰ふとあり。右國造家に傳はる所は古き式なるべし。然れば行水せしむる事。葬式のみにも非さるにや。また死者に烏帽子を着ることは。もと額烏帽子といふものあり。貞丈雜記に。死人の額に白紙を三角にしてあつる事あり。年中行事の繪卷物の內に。凶事に非る時。至て賤しき者と見ゆるが。黑き三角なる物を額にあてたる體をゑがきたり。是ひたひえぼしといふ物なるべし。西行法師の歌に「篠ためて雀弓はるおのわらは。ひたひえほしのほしけなるかな」とよめり(夫木抄)。常には黑き紙をたゝみて作り。死人には白紙にて作り用たるがえぼしの代りなるべし。淸少納言枕草子に見くるしき物と云部に。法師陰陽師の紙かうふりしてはらへしたるとあり。又宇治拾遺物語(卷六)に。播磨國にて法師陰陽師の紙冠を着て祓するを。內記上人寂心と云僧のとがめたる事みえたり。是も額えぼしか」と見えたり(額烏帽子の事は。烏帽子の條を見るべし)。幽靈の畫に。三角帽子を額に着けたるかあり。これなるべし。さて棺中に納るゝ物品は貴賤に依りて異なるべく。臍緒。額毛。玉環。勾玉の類。或は武器等其身分に應して。常に其人の愛翫する所の物を納るゝなるべし。流俗多く浮居氏の言に從ひ。錢貨を納め。これを【六道錢】と稱せり。寬保二年德川氏(吉宗公)。其空く寶貨を埋沒するを以て。諸寺僧をして各々其檀越に諭

サウレ

し。これを停めしむ。此より後眞貨を納れす。錢の形を紙に捺してこれを納るゝなりとぞ。されと棺中へ種々の物品を納るゝ事。已に其制あり。孝德天皇大化二年三月甲申の詔に（上略）。無レ藏二金銀銅鐵一。一以二瓦器一合二古塗車芻靈之義一。棺漆二際會一三過。飯含無レ以二珠玉一。無レ施二珠襦玉柙一。諸愚俗所レ爲也云々。とあれは。元より制禁せらるゝ所なること知るべし。

【會葬】親族は勿論朋友隣人など訃を聞て集り。葬儀の資とて金。花。線香。油。蠟燭。茶。菓子など贈る人あるべし。何れも黑白の水引を掛くるを禮とす。入棺前より入棺後とも葬送前は人々集りて通夜と云ふて死屍を護る。夜中刀劔の類を棺上又は屍の枕上に置く。僧を招じ終夜經を誦せしむ。集りたる人も鉦鼓を打ちて念佛題目を唱ふる風もあり。親族も悉く集りて後入棺の事了り（近年は先つ棺に入れ。釘を打たずに置く）。石にて釘を打ち。竹箍にて假門と云ふものを作り。是より棺を出す。此時會葬者は禮服にて門前又は兼れて設けたる扣所に集り居り。葬儀に加はる寺に至り。引導燒香了りて散ずるもあり。親族は埋穴まで或は火葬場までも從ふなり。

【葬儀】上代の葬儀行粧は知るべからず。孝德天皇大化二年の制に。葬埋の儀を定められたれと行粧の事は見えす。王以上の制條に。其葬時帷帳等用二白布一。有二轜車一云云。また上臣之墓者云々。其葬時帷帳等用二白布一。擔而行之云々（下臣の條おなし）。庶人亡時云々。其帷帳等可レ用二麤布一云々と見えて。葬儀の帷帳を質素にせよとの制なり。然れは此頃行粧をきらびやかにせし事多しと見えたり。天武天皇十二年六月己未。大伴連望多薨云々。仍擧二壬申年勳績。及先祖等每時有レ功。以顯二寵賞一。乃贈二大紫位一。發二鼓吹一葬レ之。これ音樂を賜ひて葬りし也（斯ることは此外幾許もあるべし）。大寶の令出てより。葬儀の制も一定せしと見えたり。葬送令の條中に。凡親王一品方相轜車（謂方相者蒙二熊皮一。黃金四目玄衣朱裳執レ戈。揚レ楯所三以導二轜車一者也。轜車葬車也）各一具。鼓一百面。大角五十口。小角一百口。幡四百竿。金鉦鐃鼓（謂鉦者似レ鈴。柄中上下通也。鐃者如レ鈴無レ舌。有レ柄執鳴レ之。而止レ擊レ鼓也）各二面。楯（謂所二以自扞一レ葬者也）七枚。發レ哀三日（謂發レ哀猶レ擧レ哀也。先レ葬二日始擧レ哀。乃至二葬日一以終。是惣發レ哀三日也）。二品鼓八十面。大角四十口。小角八十口。幡三百五十竿。三品四品。鼓六十面。大角三十口。小角六十口。幡三百竿。其轜車鐃鼓楯鉦及發レ哀日竝准二一品一。諸臣一位及左右大臣皆准二一品一。二位及大納言准二三品一。唯除二楯車一。三位轜車一具。鼓四十面。大角二十口。小角四十口。幡二百竿。金鉦鐃鼓各一面。發レ哀一日。太政大臣方相轜車各一具。鼓一百四十面。大角七十口。小角一百四十口。幡五百竿。金鉦鐃鼓各四面。楯九枚。發レ哀五日。以外葬具及遊部（謂葬具者帷帳之屬也。遊部者終レ身勿レ事。故云二遊部一也）竝從二別式一。五位以上及親王（謂二無位皇親一）竝借二轜具及帷帳一。若欲二私備一者聽。女亦准レ此。」凡皇都（謂天子所レ居也）及道路（謂公行之道路皆是）。側近竝不レ得二葬埋一。」凡皇親及五位以上喪臨時量給二送レ葬夫一」と見ゆ。其後元正天皇養老五年十月庚寅。太上天皇又詔曰。喪事所レ須一事以上准二依前勅一。勿レ致二闕失一。其轜車靈車駕之具。不レ得下刻二鏤金玉一繪中飾丹青上。素薄是用。卑謙是順云々とあるを見れは。送終の行粧やゝ分に超過せしを制禁せられしなり。また桓武天皇延曆十一年秋七月庚辰（二十七日）の勅に。送終之禮。須レ從二省要一。如レ聞豪富之室。市廛之人。猶競二奢靡一。不レ遵二典法一。妄結二衆徒一。盛陳二幡幢一。既窆之後。酣醉而歸。不三翅耗二數資財一。實有レ害二於風敎一。宜下令二所司一嚴加中禁過上と。これ亦民間葬送の風俗奢靡に流るゝを制禁せられしもの也。此後もかゝる類の制令は一にして足らさるべし。今一々玆に贅せす。武家の治に移りて。鎌倉室町氏の時代。その制度風俗詳ならず。然れとも葬式の次第はすべて佛葬なるべし。德川氏に至りて。自家一定の制はあるへけれど。詳ならす。下に幕府薨葬を記す一項に。鹽尻を引るを見るべし。且諸藩にてはおのおの其家風ありて。皆其藩法の通り執行ひし事なり。市民へは幕府よりしばしば制令ありしなるべけれと。今其要領を得す。享和年間の布達一話一言に載る所左のことし。町方葬送之儀に付候ては。先年より度々御觸も有之候處。近年心得違。掛け無垢小袖數多棺へ掛け。目立候類も有之哉に相聞。不埒の至りに候。此上右體心得違之者も有之候はゞ。急度被及御沙汰候事。七月。右之通奈良屋市右衞門殿被申渡候。」右は當四月中。坂本町字兵衞店四郞兵衞悴三九郞妻てい葬送之節。てい親元富澤町家持長右衞門と存寄申張。掛無垢小袖七ツ棺へ掛け葬送致候趣風聞迄に付。御沙汰には不被及候得共。此上右體之儀有之候はゞ。御咎めをも可被仰付候に付。當人共へ急度可申聞段。是又御同所にて被申渡候間。向後右樣之儀候ては不相濟事に候間。前書被仰渡候趣。早々家主より店々之者共へ不洩樣急度可申聞置候以上。亥八月五日。名主。」享和三年癸亥なるべし。富澤町家持長右衞門と有之は。柳屋長右衞門といふものにて。今年（文政三年己卯）二月十九日。其子鯉市郞といふもの隅田川にて盃流しをせんとて。女藝者數十人にて。萬歲と云屋形船に。やね船三十餘艘にて出候て。向島迄參候處。八丁堀官吏より親長右衞門方へ申來。長右衞門早々向島へ參り連歸りて押込候よし。

サウレ

一體は吉原へ參り候積のよし。向島限にて濟候間。雜費金三百兩程かゝり候よし。文政二年四月三日雨中書。掛無垢の御觸書もはや御覽被遊候哉。乍序差上申候。是は坂本町小西と申酒家の嫁。むすこは上京るすのよし承候。小袖は（白むく二ツ。緋がの子一。紫かの子一。緋の板じめ一。緋ぢりめんむく一。空色の中模樣一）。これかけ（むらさき一。たまご一。ひぢりめん一）のしごきにて眞中を結び申候よし。其節見候人のはなしに御座候。世の中にはさまぐ〳〵なる人も御ざ候ものに候。龜屋文寶（以上一話一言）。また天保十三寅年三月中觸書。葬禮佛事。有德之輩たりといふとも。目に不立樣成程輕く可致旨。寛文八申年三月相觸候處。年久敷儀故心得違候哉。身分不相應大造に執行ひ候もの有之候趣相聞候。以來葬送之節。忌掛り候もの計麻上下着用可致候。且右之節懇意之もの。又者町內組合等之故を以て。大勢附添參候儀堅相止可申候。無據仔細有之ものに候はゝ。四五人を限るへく候。何も葬送竝法事等迄。成程輕可致若相背候はゝ。急度可申付候。右之趣寛政三亥年。文政四巳年觸置候處。程經候事にて心得違之ものも有之哉。近年は又々横行之執行致候者有之趣に相聞。今般厚御趣意被仰出候上は。猶更質素に可致は勿論之事に候。觸面之趣無違失急度可相守候。若於相背は其者は不及申。町役人共迄急度可申付候。右之通り町中不洩樣可觸知者也。三月八日」。嘉永三年七月觸書。葬禮佛事有德之輩にても成程輕く可致。以來葬式之節忌掛候者計。麻上下着用可致。懇意之者又は町內組合等之故を以て。大勢附添參候儀。堅無用可致。無據仔細有之候はゝ。四五人を限り可申旨。先年より度々御觸有之。猶又去寅年三月御觸有之候處。近頃相弛み。御改正以前之振合。凡同樣に相成候に付。此上忌掛無之もの。義理合一ト通にて。見送りに多人數罷出候はゝ。御捕之上御糺にも可相成哉に付。御支配限り御觸相守候樣。精々御申諭。御支配限早々店連判御取置可被成」又十一月中達。葬式之儀町方之分大行に無之樣。前々より度々御觸も有之。猶寅年中被仰渡候には。施主人數等迄御沙汰有之候處。近頃大行に相成。其上富士講。念佛講抔と唱へ。往還を大行に群立。右は其所家主五人組心附候得は。右樣之儀は無之處。等閑に付。以來家主より申聞。相用ひ申間敷樣子之分は。早々支配名主へ申聞。御觸之通り爲相守候積り申合候。此儀其最寄にて供に立候ものは迷惑に存候得とも。義理合にて大勢罷出候儀に付。右意味合支配名主より厚心附候方可然候。右廉々は被仰渡無之御同役限り。御心附御取計ひ方御達申候。末々に至り心得違いたし。張出等致候ては不宜候間。各樣御組合限り。御惣達振は御逐懸り御勘考行屆候樣。御取計ひ可被成候以上。十一月十一日。」右以上の二件は町方用留より摘抄す。江戸町方近世の風は。葬禮のみぎり大勢見送の供致し。または先へ菩提寺へ參り待請。燒香致すもの夥數參り。寺に於てかろきは强飯煮染酒取ざかな。それより上の町人は酒肴色々取そろへ。餅菓子何程大勢にても出す也。これ奢の超過せし也。よりて前のごとき制禁はしばしばありしものと見ゆ。」葬埋の事を取扱ふは。佛法行はれし以降。すべて佛僧のあつかふ所となり。貴賤共に佛葬なりしが。明治維新後朝廷には神道を以てその御式を行はれ。同五年六月。自今神官葬儀に關かるを許し。氏子より神葬祭を賴まるゝ時は。喪主を助て諸事を取扱ふへきことを達せらる。同七年一月。葬儀は自今敎導職へも依賴するを許さる。同年七月。轉宗又は葬儀を改むる節は。人民の望に任せ。離檀狀を以て出願するに及はず。但し轉宗は屆出てしむ。同年十一月。僧侶にして神葬祭を兼行するを停止す。同十二年一月。陸海軍會葬式を定めらる。さて今日は神葬佛葬とも各其人の欲するまゝに行ふことなり。

【火葬】荼毘又は闍維と書くは梵語なり。火葬は持統天皇の遺命を以て營まれし以來。歷代の天皇往々火葬を用ひられしこと史上に見ゆ。淳和天皇は遺詔に依り。火葬して御骨を大原野に散布せしめたまひしかは陵なき程なり。故に民間にても之を用ひし者少からず。靈元天皇嘗て火葬の不仁なるを言ふ。承應三年九月。天皇崩御の時。有司故事に依て火葬を行はんとす。魚商八兵衛といふ者。常に魚を御厨に納む。之を聞き歎して曰く。聖上嘗て火葬を停めんと欲す。いかて其惡み給ふ所を以て其終を送り奉るへけんやと。乃ち日に仙院後宮及ひ百司の門を叩き。懇に土葬を行はんと請ふ。其の言至誠より發し。聲涙俱に下る。聞く者皆感動す。乃ち改て土葬を行ふ。是より至尊の葬。永く荼毘を停めらる。明治六年七月十八日。自今火葬を禁止せらるゝ旨を布達す。同八年五月二十三日。火葬禁止の布告は自今廢せらるゝ旨を達す。これより民間また火葬を行ふものあり。

【皇室の御凶事】徳川幕府の時。天皇。上皇。皇后の崩御には。鳴物。見世物。普請等を追て達する迄停止せしめ。總て物騷がしき事を禁ず。但し類燒等にて止を得ず。普請を要するものは例外とす。又大名は將軍及ひ西丸へ御機嫌伺として出仕すへく。病氣。幼少。隱居の面々は月番老中へ使者を差出し。又在國在邑の大名及び嫡子。隱居も書面にて差出さしめ。四品十萬石以上の面々は使者を以て。京都へ獻上物をなし。其事了つて老中へ屆出でしむ。時によりて輕重はあれど。大名總出仕は常の事なり。慶應三年孝明天皇崩御の時は。幕府の目見以上の者は月代髭剃をも停止せ

られたり。同時。追放敲等之御仕置は御百ヶ日過申付。遠島御仕置は六ヶ月以後申付。死罪御仕置は六ヶ月以後相伺可申候。右之通相心得候樣。京地より申越候間。可被得其意候事と達せられたるは珍らしき例なるにや。他の折には記せしを見ず。又皇族の喪には幕府より三日間の鳴物停止を命ず。猶ナリモノチャウジを見るべし。

【將軍家の葬儀】其式知るべからず。代々上野寛永寺。芝增上寺の中へ佛葬せしなり。今四代將軍家綱公の葬儀を記す。

延寶八庚申年五月八日。他界（御諱家綱公家光公嫡男）。同十四日。尊骸東叡山入御。酉時御裝束（朱帶御入棺朱二百六十斤）。衞府御太刀來國俊。御裝束下了戒。御刀延壽。御指添青江。御小刀偏光。

御行列。御馬。御調度。御長刀（御同朋二人）。松平和泉守。酒井日向守。御棺。御刀。御指添。大久保加賀守。小出下總守。瀧川相模守。大井能登守。松平周防守。御近習衆等御鐵砲二挺。鈴木修理。貝大鼓役。御仕丁。御槍持。同勢（諸役人等數多略之）。寛永寺御葬儀。同二十六日。御廟地封。獻餚膳。諸天讃鈸一匝光明供。九條錫杖列諸。鈸レ銅挑火（二燈）。灑水。薫香。挑火二。樂人三十人。讃。毘沙門堂御門跡公海。大衆二十八人。御納物。箱御目附。御馬。御調度（提燈）。御長刀（御同朋）。挑燈。衣冠。大久保加賀守。挑火御香。挑燈同稲葉石見守。三枝攝津守。挑燈二。御棺。御刀。神尾飛驒守。堀山城守。御指添。瀧川相模守。小出下野守。御近習衆内藤若狹守。朽木和泉守。酒井壹岐守。米津周防守。落髮之衆。御鑓。甲府殿等使者。正面案。誦經行道。後唄。上野御代參衣冠少將酒井雅樂頭忠淸。

掩棺差定。道師毘沙門堂御門跡（公海）。諸天讃寒松院。鈸護國院。同松林院。九條錫杖等覺院。灑水福聚院。薫香。圓珠院。櫟城院。納物箱灑知院。燒香。長樂寺僧正。四知讃明靜院。鎖合院。喜多院僧正。起合院。定光寺僧正。奠湯于妙院僧正。奠茶信解院僧正。嘆德淩雲院僧正。口經眞光寺僧正（出座經衆二十二僧以上）。」御祭典次序。五月二十七日逮夜。百光明供。二十八日初七日。胎曼供。二十九日逮夜。法華八講。六月朔日二七日法華八講。二日逮夜。布薩戒。三日三七日法華三昧。四日逮夜。五日四七日經供養。六日逮夜。六道法戒。七日五七日金輿供。八日逮夜論議。九日同同。十日六七日四箇法用。十一日十二日闕。十三日逮夜。法華讀誦。十四日盡七日施餓鬼。十五日闕。十六日逮夜。一切經轉讀。十七日百ヶ日。金剛界曼荼羅供以上。」右天野氏の[illegible]尻に載る所なるが。誤字なども見ゆれど。原の儘に記す。民間にては今は百箇日を過ぎて一周忌。三年忌。七年忌。十三年忌。十七年忌。二十三年忌。五十年忌。百年忌などの事あり。古は天皇。皇族。大臣等の逝去には廢朝及び鳴物停止せし事あり。將軍の代には大臣に代ふるに將軍を以てし。其の薨去には江戸市中及び天領並に三家の領地に普請。鳴物停止。火之元取締等を達したるが。廢朝と云ふ名義はなし。明治以後國葬式の定あり。勳位ある者には陸軍をして護送せしむる事あり。

【葬儀社】明治二十年頃より以前は棺其外を舁く人足のみ柩屋（コシヤ）にて供給せしが。葬儀社と云ふもの盛になりてより。葬式萬端の道具。例へば棚。天蓋。龍燈。提燈。造花。彩旗。寶幢など總て損料にて貸すことゝなり。葬送の當日は社の主人又は手代一人出張して。出棺より寺にて引導の濟むまで附添ふて百事の世話をなし。又喪家へ贈品をなさんとする者も。葬儀社へ行きて依賴すれば。生花。造花。放鳥など喪家へ屆け吳るゝ便利なる事あり。

サウヱム　莊園。（シヤウヱムを見よ）

サカキ　榊。神前へ奉るを榊と云ひ。佛に供するを樒といふ。其葉相似て樹異る所あり。榊一に賢木とも書く。然るに擁書漫筆。八代翁道の幸といふものゝ内に云。寛政四年十二月二十三日の條に。菊川に出れば。家ごとに長き竿にいかきつけて。しきみさしたるを。庇の柱にゆひそへて立たり。何ぞとゝへば。節分でござりますから鬼おどしをたてまするといふ。しきみにやとゝへば。かうの葉なりといふ。金谷。島田。水の上などまでおなじさま也。いはしの頭は見えず。あたらしき箸を折て。かうのはをまきて。ねぎを挾み。戶にさすこともありといふ。又藤枝のあたりは。ひゝらぎにしきみをそへたるも見えし。松島日記に。あすは年かへる日なりとて。松にしきみをたてそへと見えしも思ひ出らる云々。」與淸曰。本朝無題詩。五卷。惟宗孝言詩に。鎖レ門賢木換二貞松一。自注に。近來世俗。皆以レ松挿二門戶一。而余以二賢木一換レ之。故云とあるは。樒を挿に似たると也。萬葉考槻落葉三の卷。別記に。賢木は樒の古名なるよし見ゆ。」果して同種なるにや疑はし。

サカシタノヘム　坂下之變。文久二年正月十五日。老中安藤對馬守正睦。幕府へ登城の際。坂下門外下馬の手前へ差掛りしに。浪士鐵砲を打掛け。七八人拔刀して駕籠へ切掛けたり。護衞の士之を防ぎ。浪士六人を殺し。其の他の者は逃れ去れり。正睦輿外より背を刺され。御門內番所に入り。手當をなし歸宅したり。浪士の名は水戶浪人三島三郎秀金。豐原邦之助。細谷忠齋。吉野波之助。淺田儀助。相田平之允。外に內田萬之丞は松平大膳大夫邸內に入り屠腹したり。是は其の擧に

興しゝが。期に後れたるに因ると云へり。其の時三島が携へたる斬姦趣意書には。彼元堀織部正利煕の家來なりしが。利煕が正睦の爲政治上に付き意見を陳して納れられず。切腹して死したるを憤り。又外人の請に屈して國威を損じたるは一に閣老の罪なりとなし。國家の爲に正睦を誅すとの趣意なり。

サガ　ダイ子ムブツ　嵯峨大念佛。嵯峨は京都洛外の地なり。毎年三月九日より同十五日まで同所に於て大念佛執行あり。歲時記栞草に云。是も亦融通念佛の餘流也。午の時土人堂上に於て俳優をなす。是諸人の夢をさまさんとする也。無二集に云。後宇多院の弘安二年に始て行ふと云。

サカヅキ　盃（猪口）。酒杯はこはやく神代に八千矛神の嫡后須勢理毘賣命。取ニ大御酒杯ニ立。依指擧而歌曰。云々と見ゆ。本居氏曰。萬葉にも佐加豆岐とあり。古代名義は此に書る如く酒を盛る坏なり。坏はかゝる器の惣名ぞ云々。」按するに。古代はすべて土器なり。山城の深草。河内の龍目等より出す。神武天皇卷に取ニ香久山埴土一作ニ平瓮一以祭ニ神祇一とある。平瓮も土器なり。婚儀嘉祝に皆瓦器を用ふ。中古木盃を用ひて土器に換ふ。今世は磁器の猪口といふものを用ふ。」浮羽といふも盃の古き異名なり。日本紀。景行天皇十八年云々。八月到ニ的邑ニ而進食。是日膳夫等遺レ盞。故時人號ニ其忘レ盞處ニ曰ニ浮羽ニ。今謂レ的者訛也。昔筑紫俗。號レ盞曰ニ浮羽ニ。」是なり。和訓栞にさかづき。和名抄に盃盞をよみ。或は鍾をよめり。眞名伊勢物語に酒杯と書り。古へより禮には必す【土器】を用來れり。和名抄にも。瓦器の類に入たり。されば今いふかはらけ也。漆塗は中世以來にや云々。又擁書漫筆に。猿源氏冊子に。たけなるまきゑのばんに。【こほろぎのさかづき】するゑてと見ゆ。富士人穴冊子に。たけなるかんざしは。せいたいがたていたに（按に。せいたいのまゆずみの誤にや。小敦盛の冊子に。せいたいのまゆずみ。たんくわのくちびるなどみゆ）。こほろぎのすみをすりながしたるがごとく也。うらみの介下卷に。雪のうすやうに。こほろぎの墨すりながしなどあるをおもひあはすれば。黑漆の盞をこほろぎのさかづきとはいへるなるべし。こほろぎといふ蟲も。そのいろくろければよしあり。こは猿源氏と。遊女螢火が酒を酌所に見えし語にて。いにしへ遊女の盃には。かならず黑漆を用ひしにや。閑田耕筆三の卷に載たる。大磯の長者がもとにて。和田の一族と曾我の殿原が酒宴せしをりの盃もまた黑漆也。鎌倉教恩寺にもたる古盃にも。黑漆に梅花三を蒔繪せしがあり。こは狩野宗茂が家にて。白拍子千壽が重衡中將に酒をすゝめしをりの盃なりとぞ。かゝるたぐひなほおほかるべし。輪池翁も二組のふるき黑盞をもたれたり。二組は合卺になすらへしにや云々。また嬉遊笑覧に。【をはら】居龍工隨筆。小原女ともの笠かふりて歩みつれたるを。義政の東山より見給ひて。小原盃は作り初られしといへり。此説非也。大原女を小原女とはいかゝ。笠かふりては薪をいたゞきがたし（但し小原の女といふにや。そは小原女といへるをなし）。凡かさといふは笠のみにあらず。物覆ふをいふ名なり。合子にかさといふもおほふ物なればなり（筆などには韜とも是もかさといふかた然るべし）。はらとは盃の異名なるべし。事物異名酒盃の條に。叵羅（叵音坡上聲）と出たり。さりながら常の盃とは異なり（中略）。叵羅は異國の碗の名にて。今こつぶといふものと見えたり。こゝにて五山の僧など酒盃を叵羅といひしより。小盞ををはらといふ事になりしなるべし（中略）。【可盃】醒睡笑。人はそだちといふ條。べく盃を戲れに叓菊と名付てこそ候へ。其ゆゑはしもに置れねばなり。榮花咄。大阪の女郎越後が可盃云々。雅筵醉狂集に盃の底に細き穴をあけて。指を以てその穴をふさぎて。酒をもらしむ。仍て飲盡されば下に置れぬなり。可字は文章の上に有て。下に置ざる字故。俗に可盃と名付と見ゆ。」古へは。【盃の大さ】をいふに。幾度入といへり。五と土器といふも。五度入の土器なり。犬筑波集に「大盃を好む山ふし」「かつらきや峯に五度入七度入」。また大盃をむさし野といふ。鷹筑波集「むさしのを見て肝つぶすなり。下戸の前へ大盃や出すらん」。節用集大全。酒盃大者曰ニ武藏野ニ。言野見不レ盡之意也と云り。吾吟我集「盃の名になかれたるむさしのに。富士をたくへて蓬萊の臺」。後撰夷曲集「むさしのはけふはな出しそ長酒に。人もこまれり我もこまれり」。「むさしのは酒にいろへきやうもなし。下戸より出て下戸の客人」云々などあり。以上盃の種類の大畧なり。又貞丈雜記云。古は祝儀にも常にも。盃といふは皆かはらけ也。さかつきといふ事は。近代の事也。今も盃を朱ぬりにして。うすくひらたくするは。かはらけをまなびたる物也。京の銀閣寺に七賢の盃とて七つ入子の盃に。晉の七賢の名を蒔繪にしたる盃あり。是は東山殿の御盃也と申傳る也。いぶかしき物なり。東山殿時代ぬり盃はなし。後に作りたるなるべしとあり。盃は大概三つ組にして。一にて三獻づつ三にて九獻飲むを常とせり。【盃臺の事】同書云。盃の臺とは洲濱の臺（今は島臺と云）抔に。花鳥山水人形抔を作り物をして。それに盃をすへて出すを云也。」三ッ星。五ッ星の盃と云は。洲濱の臺に花鳥等の作り物なくて。盃ばかり。○○如此大中小を竝べ置くを三星と云。○○○如此おきたるを五ッ星と云。此五つも段々に大なるを置也。」盃の臺抔に草木の花葉抔

を作りさす事あり。けづり花を本とすべし。けづり花とは木をかんなにてうすく削りて。夫にて作る故けづり花と云也。

【盃の取扱に禁忌ある事】同書に云。盃は一つ折敷にすへて出す物也。二つ重ねて出す事は甚忌む事也。其故は軍陣の時敵の大將の首取たる時。其首に酒のまする時も。又切腹する人に酒のまする時も。盃二つ重て出して二獻飲する也。常に二獻を忌も此所也。然るに今世上にて年始に盃二つ重ねて出す所多し。いま〳〵敷事也。盃をうつぶせて置く事は。いま〳〵敷事也。軍陣の時に敵の大將。侍大將などの首を取たる時。實檢終て。その首に酒を飲するに。土器二つ出して。逆手酌にて酒をかわらけに入て。のまするまねして。首の前に酒をこぼして。二つのかわらけにて如此二度して。かわらけを重ねうつぶけて置也。依之常には盃をうつぶけて置事をいむ也。然に今時吸物膳のふちに盃をうつぶせ置て。人にすゆる事いま〳〵敷儀也。

【猪口】ちよくは。今一般用ふる所の酒器なり。和訓栞に或說を引て。盃を鍾といふ。ちよんつうは鍾子也。鍾を猪口といふは。即今福建及朝鮮の方音也とそ。佛經に鍾をしゆくとよめり。されは音轉じてちよくとなれるなるべしといへり。また俗說に今用ふる盃のかたち。猪の口に似たるよりいふといへり。朝鮮音の轉訛なるべくや。猪口。德利などいふものは。近世のものなる由也。」木盃。銀盃。金盃の類は維新後の制規として世益に功勞ある者へ政府より下賜せらるゝ所なり。昔し君主より御土器を下さる。御流れを賜はるなと云ひて。君主自ら飲みたる盃を臣下又は人民に賜はることあり。之を名譽として其の盃を頂戴して歸ることありしを。今轉じて盃のみ下賜せらるゝ也。また富豪の罷一の粧飾品として使用するもあり。近年は彫刻等に美術を加ふるもの多く用ひらる。」コップは玻璃を以て作れる歐洲の酒盃なり。其の大なるは水及び牛乳。ラムネを飲むに使用する種類甚だ多し。

サガノラム　佐賀之亂は。明治七年征韓論の衝突より。參議江藤新平は官を辭して佐賀に歸り。島義勇と。舊藩士族の擁する所となり。七年一月。佐賀城に據て兵を起す。縣令岩村高俊急を鎭臺に告げ。政府又近縣の士族を募り戰に赴かしむ。賊連戰利あらず鹿兒島より日向飫肥に奔り。土佐の甲浦に於て縛に就く。七年四月。佐賀に梟せらる。事起りてより七十三日にして平ぐ。官軍死者百九十人。

サガミ　相模。古事記（日本建命東征の條）。故爾到二相武國一之時云々。記傳云。相武國。武字諸本に模と作る。今は眞福寺本延佳本に依れり云々。記中國名の字凡て尋常に異る多し。山代。无邪志。三野。科野。高志。多遲痲。稻羽。針間。阿岐など

の如し。是上代より書來し例と見えたり。さればこれも其類にて。本は相武とありけむを。今の本多く相模と作るは。後人のさかしらに書易たるべし。然る例もこれかれ見えたり。美濃は三野とのみ書るに。上卷に一所美濃とかき。近淡海とのみ書る例にて。遠江も遠淡海とこそあるへきに。遠江と書るなども皆後のしはざと見ゆ。和名抄に。相模。佐加三とあれども。元は佐賀牟なり。模字を書るもムの假字なり（此字ミの假字には遠し。大隅國の郡名の馭謨も五牟とあり。謨模同音の字なり。）東遊の一歌に。左加安无乃彌爾とあるは。相模の峰と云ことなるへし。萬葉十四に。相模彌乃美爾とある相模などをもサカムと訓べき也。佐賀美と云は後に轉れる唱なるべし。上總國の郡名夷灊も。和名抄には伊志美とあれども。此記には伊自牟とあり）。また同記。弟橘比賣命の歌に。佐泥佐斯。佐賀牟能袁怒邇云々。こゝの傳に。佐泥佐斯は。相模の枕詞とは聞ゆれども。いかなることゝも未考得す（されど試に強ていはゝ。佐斯は國名にて佐泥は眞と云と同く美たる言ならむか。即眞字を佐泥ともよみ。されかづらなども眞かつらと云意の名と聞ゆ。されは佐斯てふ國をはめて佐泥佐斯とは云ならむ。さて佐斯を國名こ云は。駿河。相模。武藏の地を。總て本は佐斯國とそ云けむを。二つに分けて相模。武藏とはなれるならん云々といへり。」扨この國西北に足柄。箱根の天險あり。南は海に向ふ。則相模洋といふ。遠州洋のつゞき也。」江島は風景佳絕の島嶼にして。市杵島姬神を祭る。春候和暖の頃は遊人雅客賞遊の地たり。」浦賀港は豆州の下田港と共に。古昔船舶の入泊せる所にして。其の名世に著る。」横須賀港は東洋第一の造船所。製鐵場ありて。軍港なり。」鎌倉は。文治元年平氏敗れてより。兵馬の權源賴朝に歸す。是に於て幕府を鎌倉に建て。三代の間天下に號令す。其後北條氏陪臣を以て國名を執ること百餘年。遂に新田氏の滅す所となる。此後足利氏代々管領を置けり。故に此地は名勝古蹟最多しとす。」小田原は。明應三年。伊勢氏茂相模に入り。新井城を滅し。又小田原を陷れ。氏茂終に之に居り。祝髮して北條早雲と號す。其後天正十八年。豐公親から軍を帥て小田原を征し。北條氏遂に亡ぶ。同年。大久保七郎右衞門忠世こゝに居城す。慶長十九年。番城となり。阿部備中守正次在勤す。寬永九年。稻葉丹後守正勝。この地を賜ふ。貞享三年正月。大久保加賀守忠朝。再び當城を賜ひ。以後代々大久保氏ここに居れり。明治維新の後。小田原藩となり。後小田原藩と萩野山中縣とを廢し。足柄縣を置き。伊豆を管轄す。九年四月。神奈川縣廳の所管に合す。當國第一の都會なり。」箱根に七湯あり。四時遊浴の勝地なり。就中宮の下は東洋に遊ぶ西洋人の必

ず來訪する所たり。近年は國府津。湯本間に馬車鐵道を架設し。尋て電車に架替へし故。古昔の如く行歩に艱むの憂なし。明治三十年。郡制の改正あり。大住。淘綾二郡を廢して中郡となす。仍て足柄上郡。足柄下郡。愛甲郡。津久井郡と合せて五郡となれり。

サカヒ　堺市は。和泉國の北端大鳥郡に屬し。大和川の海口に沿て。西に堺港を擁し繁華の市也。足利氏の時。山名氏清。和泉の守護となり。城を築きて泉府と稱し。徳川氏に至りて堺奉行を置き。明治初年堺縣となせしが。後之を廢して。大阪府の管轄とす。土地には酒造家。鍛冶屋多く。刀劍。庖刀。鋏。剃刀等は此地の名産なり。横井時冬大日本商業史にいふ。足利氏の權臣山名。大内等互にこれを領し城を築き。市街を廣め外國貿易を開きしかば。堺は王朝の難波に於けるが如く。外舶輻輳して商業繁昌の土地とはなりぬ。足利時代の文學として貴ばれし連歌の如き。織田。豊臣二氏以來。天下に流行せし茶道。香道。挿花。謠曲の如き。其他百般の工藝皆この堺より出づるに至れり。連歌師宗祇の門に宗長と牡丹花肖柏とあり。肖柏は堺の住人にして。又かの東常縁が唱へいだしゝ古今傳授を宗祇。宗長より受けて其蘊奥を極む。これを堺傳授といひ。肖柏より奈良の饅頭屋に傳へたるを奈良傳授といふ。これより堺の商人專ら連歌を好みしかば。坂東屋宗椿。下田屋宗柳。高屋壽玄。俵屋主筠。花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ。當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば。連歌師も亦遂に前に擧たる如き屋號を用ゐるに至れり。堺の商人又茶道を好み。今井宗久。天王寺屋宗及。油屋紹佐。太子屋宗高。鹽屋宗悅。錢屋宗納。淡路屋宗和。石津屋宗嬰。茜屋宗佐の徒を出しつ。堺の商人は既に天下商業の權を握り。財產豐なりしかば。如此優美なる遊興をなして。屢〻織田豊臣二氏の茶筵に陪し。天下の重寶を集めて誇るに至りぬ。豊太閤の天正十五年。北野松原に於て大茶之湯を催すや。堺の商人をして珍器を出さしむ。天王寺屋宗及。納屋宗久の所持品其上位を占む。當時葡萄牙の宣教師が堺商人の一五徳を千五百エキュスにて購ひたるを見て驚きしといふも事實なるが如し。これよりさき。堺は室町將軍家の金庫にて。常に其經濟に與かりしかば。將軍家の執事は堺商人を稱して某老といふに至る。當時堺商人の權勢ありしことを知るべし。

サカモリ　宴。（エムクワイを見よ）

サギ　鷺。（ゴイサギを見よ）

サギチヤウ　三毬打（又は左義長と書）。是は古來朝廷にも行はれし式にして。毎歳正月十五日。十八日を以て擧行するものとす。この三毬打とは青竹を束ね。之に扇子短册なとを結び付け。陰陽師等をして謠ひ囃して之を燃さしむるを例とす。本邦此式の始まりしはいつの頃なるか。其起り詳かならざれども。是蓋漢土爆竹の移り來りしものなるへし。又之に用ふる青竹は。往古山科家より獻するを恒例とす。事は山科家の記錄に散見する所なり。三毬打の沿革諸說多ければ。今左に諸書を列擧して參考に資すべし。「日次紀事に云。正月十五日左義長。今曉山科家所レ獻之左義長。爆二主上御吉書一。修理職從二其事一。極﨟右手持レ燭。左手捧下載二御吉書一之硯蓋上。自二殿上一賜二修理職一。仕丁等各出二庭上一拍レ之。倭俗擊二手或鐘鼓一勸レ之總謂レ拍（ハヤシ）。」正月十八日左義長。朝辰刻禁裏左義長。預自二諸家一獻レ之。上賀茂社家亦獻上。凡爆二左義長一之間。上賀茂士二人侍二庭上一。唱門師曾長大黑亦然。其徒首著二赭熊一蒙二鬼面一。擊二羯鼓一吹二横笛一而舞。是謂レ拍二左義長一。爆レ之謂二保古羅加須（ホコラカス）一。舊臘御煤拂以後至二今日一。禁裏院中不レ被レ用二竹串調味一云。」嬉遊笑覽に。諸書を引て委しけれは左に抄出す。さぎちやうは名義定かならず。徒然草に正月にうちたるきちやうを。眞言院より神泉苑へ出してやきあくる也と云り。季吟云。昔は三毬打をたてゝ作れり。今の爆竹の竹の三本をもて足に用るも其義なりとぞ。蓮響錄に。公事を被行候時。夜に入候へば。陣の座といふ處に。結び燈臺といふ物を立て灯を設。昔の記錄には三木張とも三叉杖とも有之候。三毬打も其形似たれば。三木張といふ意なるを。後世文字も色〻と書故。さま〳〵の說有之候やうに被存候。愚存如此候。此等の說もいかゝ有るべき。もと幼き事より起りしやうなれば。毬打をやきあくるなどより名づけしならむ。さて此事漢土の爆竹に似たるより。埃囊抄には此を云て。徒然草を非とせり。左義長の字義などは殊に附會なり。漢土にも神異經には山𤢖を驚すとといひ。又月令廣義などには。除夕爆竹所下以震二發春陽一。除中消邪厲上。今人遂以爲レ戲而傾レ貲爭レ雄。殊失二本意一などみえたり。異本四季物語云々。末にあり。後世三毬打諸家より獻れる由なり。或書元長記を引て云く。永正十一年正月十五日晴。三毬打三本燒レ之。御會始書廻文遣レ之。同十四年正月十八日晴。頭辨進上三毬打。賀茂社三毬打九本進レ之。これをみれは十五日にも限らず。十八日にも此を行はれしなり。燒とを云ざれども。毎年の事故かく省きて記しゝなるべし。後世十五日と十八日と兩度になりし。安齋隨筆に。故實中院家書拾要を引て云。正月十五日。御吉書左義長。是左義長は以二葉竹一拵レ之。扇等の飾あり。常の如し。左義長是に御吉書を被上事也。又云。十八日爆竹。是去る十五日自二

山科家一獻上の左義長。今日清涼殿の南庭に於て燒上るなり。天子清涼殿に出御。天覽あり。極老催二此事一なり。夫御殿の階の下に北面の侍兩人跪候也。件左義長燒上る時。陰陽師大黑囃之(大黑とは其陰陽師の稱號なり)。凡其次第。先陰陽師大黑。烏帽子素袍を着し。扇を持て清涼殿の御庭の中央左の方に立て囃之。又大黑兩人上下を着し。笹の枝に白紙をかけて持之立向ひ囃之。次に鬼の面を被りたる童子一人。金銀を以て左卷に畫たる短き棒を持舞曲をなす。次に面を被り赤き頭を被りたる童子二人。大鼓を以て舞曲す。次に金の立烏帽子に大口を着し。小き鞨鼓を前に掛て打二鳴之一舞曲をなす。又笛一管。小鼓一挺半上下を着したる者打二囃之一也。但舞曲をなす間に。件の左義長に御吉書を添て燒上るなり。又燒上る左義長の數は十二三飾なり(十二三と有は十二の誤なるべし)。和訓栞に云。十八日清涼殿の南庭に於て燒上る。其時吉書も添へり。陰陽師。大黑此を囃す舞曲もあり。もと山科家より獻ぜらる葉竹をもて搾へ。扇等の飾ありて十二本を十二所に立並べたるなり。又云今門戸に立し松竹標縄等を燒は。もと神祭に用ひしものを燒が。いつとなく一に混じたるなりと云り。また和漢三才圖會に云。【止牟止(トンド)】正字未レ詳。俗謂二左義長一。疑三毬打之訛也。止牟止與二三毬打一二物矣。」按。正月十五日於二清涼殿庭一燒二青竹一以被レ上二吉書於天一。十八日亦飾竹結二付摺扇一。於二清涼殿庭一燃レ之。唱門師大黑。松大夫其徒四人(二人翁形。二人嫗形)。被二鬼面一蒙二赤熊髪一。二嫗携二太鼓一。二翁逐舞打レ之。童子二人素面蒙二赤熊髪一。打二腰鼓一。參傍着二袴肩衣一者五人。雙立囃レ之言二止牟止一也。着二摺袴一一人。和聲謂二阿波一。未レ知二其來由一云々。凡民間十五日朝。收二取每家飾藁松竹一。集二處一燒レ之。爲二止牟止一。兒童試筆書上二於天一。以二禁裏二節會一。唯一度爲レ之耳といへり(十五日。十八日もとは兩日の內一度なりしと見ゆ。後兩度行はるゝに至りて。十五日には拍子ものはなく吉書を燒上るのみなり。十八日は吉書を燒ヿなしと是には見ゆれども。前に引る故實拾要に。この日も吉書を燒とあり。然らば別の事とするは非なり)。もと一事を兩度に行はれたるなれば。此說はひがヿなり。さて大黑と云る者。陰陽師ともいひ。唱文師ともいへり。唱文師は唱門師とも聞ゆ。然らば犬神人なり。滑稽雜談に。古老傳ていはく。往昔は元朝寅時。犬神人禁裏日華門の外に參て。毗沙門經の文句を訓讀に唱て祝の儀をなせり。故に此者の黨類を呼て唱門師と稱すとあり。大黑と稱するは福神の名を取て祝したるヿと聞ゆ。よりてしゆくの者ともいへり。滑稽雜談には。元日ことに夙に候する故。夙の者と號す。世に誤てしゆくといへりとはうけ難き說なり。」以上考證して詳なり。また貞丈雜記に。左義長の事殿中申次記に。正月十四日。十五日。十八日の條に。左義長囃二申之一云々。正月祝儀の飾之繪に云。正月十八日の夜に入て爆竹の事。ほがらかに竹五本立。さぎの鳥を二つ作り。帶三たけにこき苧を十二筋すゑひろがりに付。すゑひろを十二本かざり。あきの方へこはする也(火にてやけたるをあきの方へたふす也)。公方樣にては丹波の國はつ太夫と申猿樂參り。ほうせうじゆやさん／＼とはやす也。正月十五日五箇番より進上也。禁裏樣は正月十八日屋多と申猿樂也。此火にて餅十二あぶり初して。扨よく燒て參候云々といへり。さて爆竹は近代まで行はれしことなるべし。嬉遊笑覽に。坊間の爆竹は制ありて止しかど。猶田舍には行ふ處多し(誰身の上)。明曆二年とうどに立る大竹の云々。明曆元年乙未十二月二十二日町觸。左義長に新澤山に積かされ燒申間敷事。寛文六年午正月。」跡々より如申付候。町中にて十四日。十五日。さぎてう燒候儀。御法度候間。此旨相守可申候。勿論さいの神往行の妨に罷成候間。是又爲致申間敷候。此頃いまだ止ざりしなるべしと見えたり。」又一話一言に云。「三毬打正月十八日也。蒹葭堂云。堂上方より獻ぜらるゝ竹に扇子短册を付。下の紙に姓名を記さるゝなり。とんどうを焚なり。是は新參の仕丁なり。此とき白赤鬼出て舞ふ。是は土御門殿の卑官なり。所謂唱門師(トモジ)なり」とあり。其の挿圖三才圖繪のものと同じ。

サキモリ　防人(カイバウを見よ)

サキヤウシキ　左京職。右京職。何れも地方官の名なり。京の水と云ふ書に。左京職(洛陽三條坊門南朱雀通の東にあり。方一町)。右京職(長安三條坊門南朱雀通の西にあり。方一町)。職員令曰。京師戶口の名籍。或は百姓を字養し。所部を糺察し。存義を貢擧し。田宅雜徭。良賤の訴訟。市廛度量。倉廩租調。兵士器仗。道橋過所。闌遺の雜物。僧尼の名籍等の事を掌る職なり云々。東市司は左京に屬し。西市司は右京に屬す。また職官志に云。左右京職。日本書紀。京職大夫。始見二于天武帝時一。大夫各一人正五位上。管司二。曰二東西市司一。凡京中每レ坊置二一長一。四坊置二一令一。檢二校戶口一。督二察姦非一。催二促賦徭一。(令義解)。嵯峨帝弘仁十三年。陞二大夫一爲二從四位下官一。(類聚三代格)。亮各一人從五位下。大進各一人從六位下。少進各二人正七位上。大屬各一人正八位下。少屬各二人從八位上(令義解)。史生各十一人(延喜式。按。京職史生。不レ載二于令一。續日本紀云。和銅元年。加二左右京職史生各六人一。養老元年。加二各四人一。未レ詳三初置在二何時一也)。職掌各二人(令集解。類聚國史。」弘仁十年置)。坊令各十二人。用下八位以下明廉强直堪二時務一者上爲レ之。使部各三十人(延喜

式作二十五人一)。直丁各二人(令義解)。桓武帝延暦十七年。太政官奏。左右京毎レ條置二坊令一人一。督二察所部一。而以レ無二俸秩一。至二于補除一。競レ事逃避。請下准二少初位下一。給二禄職田一。優二恤其身一。以勸中從事上。許レ之(類聚國史)。淳和帝天長二年。右京職言。令云。凡取二坊令一。當坊無レ人。取二之比坊一。而延暦以降。通取二京畿人一。今遵二令條一。則任用乏レ人。請レ擧二行前例一。許レ之。左京准レ此。清和帝貞觀二年。勅禁下諸勘籍人。未レ經二一選一。遷中補坊令上。(類聚三代格)。四年左京職言。皇親之居。街衢相接。卿相之家。坊里猥雜。請親王及公卿職事三位以上。以二家司一爲二保長一。無品親王。以二六位別當一爲二保長一。三位以下五位以上。以二事業一爲二保長一。庶乎隣伍相保。姦濫長息矣。許レ之。右京職准レ此(三代實錄)。久而令不レ行。醍醐帝昌泰二年勅。貞觀之格。廢弛不レ擧。是由下徒設二條例一。未中立二罪科一之所上レ致也。宜重令依二貞觀保籍一。諸院諸司。以二六位院司官人一爲二保長一。薦二清保内一。糺二察奸非一。但保無二長者一。委二隣近保長一兼督。保長本主遷二任外吏一。或賣レ宅移住者。京職擇二保内堪レ事者一代レ之。餘一如二前格一。若保長不レ勤。及保人拒レ命者。科二違勅罪一。更不二寛宥一(類聚三代格)。後世大夫亮。竝置二檢官一(官職祕鈔。職原鈔)」とあり。

サギリツ　詐僞律(詐欺取財)。詐僞とは。官私の文書を僞造し。或は人を欺き以て貨財物品を騙取し。其他土地家屋及貨物等を二重抵當抔になしたるもの等をいふ(俗にこれをかたりといふ)。其他詐欺師の僞計奸策の如きは。往々吾人の聞知する所にして。其所爲强竊盜の罪よりは惡むへきの甚しきものとす。右等の罪を處分する。これを詐欺律といふ。古昔より此律をおかる。法曹至要抄に云。詐爲二詔書一者事。詐僞律云。詐爲二詔書一者遠流。說者云。太上天皇宣不レ同。詐僞律又云。詐假與二人官一及受レ假者近流者。」按レ之。詐爲二宣旨院旨一之者可レ處二遠流一。又作二位記一之人竝受レ之人。共可レ配二近流一矣。」作二官文書一事。詐僞律云。詐爲二官文書一杖一百。注云。符移解條之類。」按レ之。詐作二官文書一之時。律設二杖一百之科一矣。」謀書事。詐僞律云。詐爲二官私文書一。增減以求二財寶一者准レ盜論。」按レ之。詐作二諸司諸國竝私家返抄一者。最可二准レ盜論一之。

武家の世となりては。德川氏仕置百箇條に。詐僞取財。俗にかたりと云者の罪を擧けて云。對公儀へ候事歟。兼て巧候事歟。或は人を誘引出金子取候者。雜物にても金子にても壹兩以上は死罪。但當座の語りは手元の品盜取候御仕置同斷。」重役人の家來と僞り語り致候者死罪。」願不叶儀叶候體に申成會所を建掛札出候はゝ。家財取上所拂。但當人居町居村に會所を建掛札出候はゝ。名主過料五貫文。家主五人組三貫文つゝ。他所にて會所掛札出候はゝ。名主家主五人組於不存は無構。」家主五人組拵訴出候者。似家主五人組に成候もの敲。」賣人買人拵候者。商物取上。入墨の上。中追放。」諸商物代金請取其品不相渡。外へ二重賣渡候歟。可遣品質に置。或は賣拂横取致候者。金子にても雜物にても拾兩以上死罪拾兩以下は入墨敲。但先年入牢中付。代金又其品本人へ相渡候はゝ。拾兩以上は江戸拂。拾兩以下は所拂。右買取候者も不念之筋於有之は。其品取上可申候。」田畠屋敷二重に書入。置主中追放。名主輕追放。加判人所拂。但二重出入も同斷。書入之品初之金主へ爲相渡。後之金主へ家財取上可渡。尤名主加判人馴合金子取候はゝ中追放。又後之金主乍存質地に取候はは。江戸十里四方追放。」また靑標紙に云。巧成儀度々申掛。金子等かたり取候者(金高雜物不依多少)獄門(享保八年極)。但物不得取候共。前々度々かたり取。或は巧之品重きは死罪。」巧を以人を打擲いたし。同類之内へ取扱。物ねたり取候もの。人に疵付候は獄門(享保十七年極。不物取候共。疵付候はゝ。死罪)。同類は中追放(寬保三年極)。似せ藥種商賣致し候者は死罪。」似せ金銀拵候もの。引廻し之上磔。」似せ秤拵候もの。引廻し之上獄門(寬保二年極)。但懸目違於無之は中追放。」似せ枡拵候もの引廻し之上獄門(寬保二年極)。但入目違於無之は中追放。」似せ朱墨拵候もの家財取上。所拂(同上)。」重き御役人之家來と僞かたり致候者。死罪(寬保二年極)。願不請儀を。叶候體に申成し。會所建掛札等いたし候者。家財取上所拂。但當人居町居村に於て會所を建。掛札いたし候に於ては。名主過料五貫文。家主五人組過料三貫文。尤他所にて會所建掛札等出候はゝ。居所之名主五人組其事於不存は無構。(延享元年極)。」家主竝五人組を拵へ訴訟に出候もの敲(從前々之例)。但似せ家主五人組に成候者同罪。入墨之上(寬保二年極)。」賣人買人を拵。似せもの商内候者。中追放(從前々之例)。」右は德川幕府の頃詐欺に係る所の法律なり。」明治維新の後新律綱領を頒布し。また改定律例を公布せらる。左に二書に所載の詐僞律の條を揭ぐ。

新律綱領。詐僞律。詐二爲官文書一。凡官の文書を詐僞し。及ひ增減する者は。皆徒三年(省臺寮司府藩縣の文書は二等を減し。餘の文書は五等を減す。未た施行せさる者は各一等を減し。重事に關する文書は各一等を加ふ。若し忌避する所ある者は各重きに從て論す。其當該の官司知て聽行する者は各同罪。罪流三等に止る。知らさる者は坐せす。」對詔上書詐不レ以レ實。凡對詔及ひ奏事上書に詐て實を以てせさる者は徒二年。」僞二造官印一。凡官の印を僞造する者は絞。省臺寮司府藩縣の印は流一

等。餘の印は徒一年。未た行使せさる者は各一等を減す。財を得る者は。各盜罪を以て重きに從て論す。」僞造寶貨(正條なし)。僞二造斛斗秤尺一。凡斛斗秤尺を僞造する者は流一等。從たる者及ひ匠人は徒三年。」僞二造私印一。凡私印を僞造する者は杖一百。財を得る者は贓に計へ。各盜罪を以て重きに從て論す。」詐二稱官一。凡無官にして。有官と詐稱し。或は官司の差遣と詐稱して人を捕へ及ひ官員の姓名を詐冒して求爲する所ある者は徒二年半。犯す所輕き者は杖七十。」若し見任官の子孫弟姪家令等と詐稱して求爲する所ある者は杖九十。犯す所輕き者は笞三十。從たる者は各一等を減す。若し財を得る者は贓に計へ。竊盜に準し重きに從て論す。罪流三等に止る。」詐二稱病死傷一。凡官吏人等疾病と詐稱し。事に臨て難を避る者は笞三十。避る所事重き者は杖七十。若し罪を犯して死すと詐稱し喚問を免れんとする者は徒一年半。避る所事重き者は各重きに從て論す。若し人と忿爭して故さらに自ら傷殘し。人に詐賴する者は杖七十。其雇を受け人の爲に傷殘する者は犯人と同罪。因て死に致す者は鬪殺罪に一等を減す。若し當該の官司知て聽行する者は同罪。罪流三等に止る。知らさる者は坐せす。」詐二教誘人一犯レ法。凡詐て人を教誘して法を犯さしめ。卻て自ら捕獲し。若くは告擧し。或は人をして捕告せしむる者は。法を犯すの人と同罪。」詐欺取財。凡官私を詐欺して財物を取る者は竝に贓に計へ。竊盜に準して論す。罪流三等に止る。二等親以下自ら相詐欺する者も亦親屬相盜律に依り遞減して罪を科す。若し監臨主守監守する財物を詐取する者は監守自盜を以て論す。未た得さる者は。其詐取せんと欲する數を計へ。二等を減し罪を科す。若し人の財物を冒認して己の物となし及ひ誆賺局騙拐帶する者亦賊に計へ。竊盜に準して論す。罪三等に止る。親屬ならは亦親屬相盜律に依り遞減して罪を科す。」改定律例。詐僞律。詐爲官文書條例。第二百四十六條。凡私の文書を詐爲する者は情を量り。不應爲に問ひ輕重を分つ。」對詔上書詐不以實條例。第二百四十七條。凡對詔及ひ奏事上書を除く外。上に告るに詐て實を以てせざる者は懲役一年。事情輕き者は懲役八十日。」僞造官印條例。第二百四十八條。凡官の印を僞造する者は絞に處する律を改め。懲役終身。」改正僞造寶貨律。第二百四十九條。凡寶貨を僞造し。已に行使する者。首は斬。從及ひ匠人若くは情を知て買使する者は。懲役終身。其雜役に供する者は懲役十年。未た行使せさる者は各一等を減す。」其僞造未た成らさる者首は懲役三年。從及匠人は懲役二年半。雜役者は懲役百日。」若し過を悔ひ自首する者已に行使するは二等を減し。未た行使せさるは罪を免す。」僞造寶貨條例。第二百五十條。凡金銀貨幣の邊緣を剪錯して利を取り行使する者は。懲役三年。」第二百五十一條。凡紙幣の字樣を挑剜し成片を補輳し筆畫を描改し眞を以て僞に作り行使する者は懲役五年。」第二百五十二條。凡僞造たるを知て買取し。未た行使せさる者は已買使者に一等を減す。」第二百五十三條。凡僞造たるを知て雇を受け接遞して眞貨に兌換する者は知情買使を以て論す。」第二百五十四條。凡僞造するの情を知て房屋を給し及ひ窩藏する者は已未行使を分ち竝に僞造從を以て論す。」第二百五十五條。凡雜役に供する者雇工錢に僞貨を受け行使する者は知情行使律に依る。」第二百五十六條。凡僞造已に成り。未た行使せすして悔悟し。其夥黨を脫すと雖も。首報せさる者は僞造已成未行使を以て論す。」其僞造未た成らさる者は懲役百日。」第二百五十七條。凡人の寶貨を僞造することを知て官司に申報せさる者は。違令重に問ふ。」第二百五十八條。凡寶貨を取受するの後。始て僞造に係ることを知り。官の檢視を經すして行使する者は。不應爲重に問ふ。」詐稱官條例。第二百五十九條。凡卿貲氏名を詐稱して客寓に宿する者は不應爲輕に問ふ。

明治十三年に刑法を發布せらる。第二編第四章。信用を害する罪。第一節。貨幣を僞造する罪。第二節。官印を僞造する罪。第三節。官の文書を僞造する罪。第四節。私印私書を僞造する罪。第五節。免狀鑑札及疾病證書を僞造する罪。第六節。僞證の罪。第七節。度量衡を僞造する罪。第八節。身分を詐稱する罪。第九節。公選の投票を僞造する罪。第三編第二章。第五節。詐欺取財の罪及ひ受寄財物に關する罪等あり。又商法中詐欺を以て破産する者は刑に觸るゝの定あり。

サクジカタ　作事方。(フシムブギヤウを見よ)

サクラ　櫻。佐久良。作樂につくる。此花咲耶姫は櫻の神なるより。その名をとりてさくらといふ說あり。又さく(咲)うら(麗)の義といふ。夢見草(藏玉)。あだなぐさ(古今)。かざし草(夫木)。吉野草(夫木)。曙草(藏玉)など異名あり。種類は松岡玄達の櫻品には六十九品を擧げたり。大和本草に曰ふ。櫻(和品)。文選沈休文詩。山櫻發欲レ燃。果木之名也。花朱色如二火欲一レ燃也。王荊公詩曰。山櫻抱レ石映二松枝一。司馬溫公詩曰。紅櫻零落杏花開。是中華に櫻と云は朱花也。日本の櫻は中華無之由。延寶年中長崎に來りし何淸甫いへり。朝鮮には有と云々(下項松村氏說參看)。宋景濂詩に曰ふ。賞レ櫻日本盛二於唐一。猶如三牡丹兼二海棠一。恐是趙昌所レ難レ畫。春風纔起雪吹レ香と。かく櫻は日本特種の名花としてふるくより內外に知られたり。松村任三著普通植物に曰く。櫻は庭園に栽培して。花を稱すること故。其品類も甚だ

多くして擧げて數ふべからざる程なり。然れども之を要するに花は一重のもの。八重のもの。又八重には甚だ赤を帶ひたるもの。或は青みを帶ひたるもの。或は香氣あるものなどの種類に過ぎざるなり。松岡玄達の櫻品と題する名高き書には。六十有九品を列擧せり。【彼岸櫻】は。春の彼岸に於て開く。普通の櫻に先立つ事旬餘日。花は普通のものより小にして。開花の節には未だ葉を生ぜず。次に【寒緋櫻】と稱するは。彼岸櫻に似て花開く事早し。枝の長く垂るゝ故に此名あり。其他世に顯はれたるものを擧ぐれは。にほひざくら。あさぎざくら（あさぎ櫻は青みを帶ぶるをいふ。淺葱の文字なり。今あさぎざくらと稱して。世に多きは薄黃色のものをいふ。淺黃の文字なり）。かばざくら。しだりざくら。あかいとざくら。やへざくら。くまがいざくら（熊谷櫻は早咲きの櫻なり。一の谷の魁けといふ意にて此名ありといふ。小木にして。花ひがん櫻と同じ。重葉なり。花皆上に向て立つを異なりとす。之に反してうば櫻といふは花八重にして大く。花出つるときは葉なし。故に老姥に齒なしと云ふもじりなり）。うすぎざくら。ふだんざくら等あり。【開花期】櫻は概れ立春より凡そ六十五日（實は七十日なりと云ふ）を以て盛りとす。然れとも時の寒暖に由りて遲速同じからざる事勿論なり。中にも八重櫻は花の開くこと普通のものより遲し。而して花の優麗なるもの。櫻品中恐らくは八重櫻に如くものなからむ。されば今日皇室に於て。觀櫻の御宴を開かせらるゝも。八重櫻をこそめでさせたまふなれ。八重の櫻品中にも。亦種々の品類ありて。くまがいざくらと稱するものは。八重ながら早く花咲くものなり。八重の中にて最も遲きものを。泰山府君と名く。八重櫻は初め奈良より產したるものなりといふ（八重にして赤を帶ふるものを。伊勢ざくらといふ。伊勢武者は皆緋縅の鎧着てといふ緣語なりといふ。鹽釜櫻は花も葉も見事にして。一所に出つるものをいふ。はまで見事なりといふもじりなり）。【名所】櫻花に名高きは。大和の吉野山を第一とす。古より今に至るまで此地櫻樹多くして。山谷に滿ち〳〵たり。されば其麓より咲きそめて。奥の院の峯に至り。中道と左右の谷漸く咲き續くまで。其間三旬の久しきに涉る。俯仰すれば滿目悉く櫻ならざるなく。東西の山谷。香霞𩊱𩊱として數里に連る。實に一大美觀なり（東京隅田川の堤の櫻は享保二年。德川吉宗植ゑしむるところ。飛鳥山の櫻。小金井の櫻は元文年間。和州吉野山。常州櫻川の種を植ゆ。その他名所名木各地に多し）。櫻は吾邦にのみ限れるものゝ如く人もいひて。淸人の吾が櫻花を詩に賦したるを見れば。彼地には無きかとも見ゆれど。實は左にあらず。支那。朝鮮。滿洲の地方には吾邦のと同じ種類のものあるなり。支那は大國にして。南と北とに大なる相違あれば。南淸には或は生ぜざらむも。北淸地方には必らずや之を見るべし。たゞ吾邦にては八重櫻などの美しき品類に富みて賞翫するに餘りあれども。支那にては品類多からずして。山櫻の類こそあれ。八重櫻の如きもの尠きを以て。自から賞美する事深からぬなるべし。吾邦の山中には北海道。本州。九州。四國。皆【山櫻】を自生せざるはなし。山櫻は高さ二丈計り。幹の周圍四五尺に及ぶ。外皮は暗紅褐色にして横理あり。之を剝けは薄く横脫するを例とす。但し老木の皮は淡褐色にして。鱗片を成して脫落するものなり。【材用】材は彫刻材とし。盆。椀。筐其他の器具類を造り。挽物材とし。又家屋の裝飾材にも用ひ。製圖の定規を造るに用ふ。木皮は曲物を縫ふべし。殊に北海道の土人は此の木皮を以て船板を綴り。又弓を飾り。刀の鞘。矢筒等を纏ふ。其他薪炭材にも供す。【果葉】果は熟すれば。紫黑色を呈す。肉薄くして味甘酸なり。さくらんぼうと稱して。兒童の弄ぶところなり。寧ろ食用に堪へず。都會にありては葉を鹽藏して菓子を卷く。之を【櫻餅】といふ（花も鹽藏して湯に點じ。櫻湯と稱し。茶に代ゆ。その他これを料理又は菓子に用ふ。櫻づけといふ）。大和本草に櫻は百年の壽なし。故に所々に刀をもつて皮を縱斷すべし。さすれば其樹榮えて命長しといへり。他にうはみづざくら。いぬざくらと稱するものあり。こは松岡玄達の櫻品中に擧けたれど。實は櫻品中に加ふべきものならす。櫻の屬にはあれど。全く種類を異にして。花も固より賞美すべき程のものにあらず。近郊の雜木林中に山櫻と共に自生するものなり云々。」以上櫻の大概をつくしたるも。尙二三櫻につきての事を左に揭ぐへし。【南殿櫻】俗に左近櫻といふ。禁秘抄に曰ふ。南殿櫻在二紫宸殿巽角一云々。歷代編年集成曰。南殿櫻樹者本是梅樹也。桓武天皇遷都時。所レ被レ植也。及二承和年中一枯失。仍仁明天皇被二改植一也。今度燒失畢（天德三年）。造内裏之時被レ移二李邦王（重明親王）家櫻一也。件櫻本吉野山櫻也云々。園太曆曰。延文二年三月十九日。今日南殿渡二栽櫻樹一。殊絕美花也。號二鎌倉櫻一。云々。【泰山府君】平家物語曰。大納言信西息中納言成範卿を櫻町と申ける事は。彼卿櫻を殊に愛して。姉小路室町の宿所に總門の見入より西東の町懸て竝櫻を通されたりければ。春の朝遠近の人櫻町とそ申しける。源平盛衰記曰。櫻町中納言成範卿此花の盛り短きを歎き。櫻のために泰山府君の祭を行はれけるより此名ありと云々。【奈良櫻】沙石集に曰ふ。奈良都の八重櫻と聞ゆるは。當時も東圓堂の前にあり。上

東門院興福寺の別當に仰せて。彼櫻を召けれは。掘て車に入てまゐらせけるを。大衆名を得たる櫻を左右なく奉らるゝ僻事なりとて打さゝめき。女院聞召て。奈良法師は心なき者と思ひたれば。わりなき大衆なり。眞に色ふかしとて。さらば此櫻をば我櫻と名付んとて。伊賀國余野といふ庄を寄せて。花かきの庄と名て。墻をせられたりと也と。このほか櫻の故事古歌等はこゝに枚擧にいとまあらず。【櫻人】催馬樂の呂歌也。連歌新式に曰ふ。うたひものならで。櫻のあたりに居る人をも櫻人といへり。うたふ樣。又聲などいふ事入らずしては。うたひものにはならず。【櫻田】連歌新式抄に。深山櫻のことをいふなり。田のいねなども一本なとは生せぬものなり。そのごとく多くあるなり。又櫻田。紀伊國の名所にあり。東京宮城外の櫻田も名所なり。【櫻戶】櫻の木にてつくりし戶なり。松の戶。杉の戶の如し。一說戶の邊に櫻の咲たるをいふ。櫻のあるほとりの宿なり。【櫻狩】櫻をたつね求むりなり。何を求るをも狩といふ。茸狩。鷹狩なといふなり（ハナ參看）。

サクラダノヘム　櫻田之變。萬延元年三月三日。雪ふる。大老井伊掃部頭直弼。登城せんと欲し。自邸を出てゝ。櫻田見附の方に進みしに。浪士十七人。愛宕山にて。勢揃ひをなし。道傍に潛みて之を待ち居たるが。一人遠く出でゝ訴狀を捧げて輿前に平伏す。斯る事は屢ゝある事なれば。行列の士心にも留めさりしに。突然刀を抽て切蒐りければ。一同拔合はして之を圍みける折から。猶數人の刺客襲ひけるに。直弼の輿の邊は人なかりけるを薩藩の士有村次左衛門兼武輿に近づきて。輿の外より之を刺し。首打落して去りける。浪士の人名左の如し。大關和七郎。森五六郎。森山繁之助。杉山彌一郞は細川邸に自首し。佐野竹之助。黑澤忠三郞。蓮田市五郞。齋藤監物。廣岡子之太郞。鯉淵要人。山口辰之助。福田市藏は脇坂邸に自首し。增子金八。關鐵之助。高橋多一郞。廣木松之助。林忠左衛門。海保崎之助は遁れて後捕へらる（以上水藩）。有村次左衛門は重傷の爲。辰の口に到りて屠腹して死す。

サクワム　佐官は。屬官をいふなり。また主典ともいふ。和訓栞に云。さくわんは佐官也。史錄屬目なとをよむ是也。西土にも隸屬の官人を稱せり。塲匠をいふは。番匠と同しく。受領せしより。かくいひ習ふなりといへり」また言海に。無官の者禁中に入る事能はず。因て木工泥工等假に目（佐官）を受領せしめ。出入せしめられたるに起るさ云ふ」といへり。今も壁塗匠を佐官職といふなり。」また陸海軍の將校に大佐。中佐。少佐等の官名あり。概して之を佐官ともいふ。

サケ　酒は。さかえの義。呑めは笑ひさかえ樂むゆゑなりといへり　みきといふは御酒にて。橫井千秋の考に。酒の本名はクシにて。クシはキと約るといへり。またササといふは壒囊抄に酒を竹葉と云は。只是酒の異名也といへり。ささといふは竹葉より出たる名成るべし。」貞丈雜記に。酒をさゝともくこんとも云は。さゝは三三也。くこんは九獻也。酒は三三九度呑むを祝ひとする故也」といへるは附會の說に似たり。さて神代旣に酒あるとは。日本紀に。素盞嗚尊。脚摩乳。手摩乳をして八醞の酒を釀さしむとあり。此とき釀せしは菓實を製せしと見ゆ。日本紀一書に。素盞嗚尊乃教之曰。汝可下以二衆菓一釀中酒八甕上とあるにて知るべし。此時の酒は大蛇に飮せむ爲めなれは。人の飮用すへき物とは各別なるべし。崇神天皇紀の歌に。この御酒（ミキ）は。我みきならず。やまとなる。大物主のかみしみき云々。又神功皇后紀に。このみきは吾御酒ならず。くしのかみ。とこよにいます いはたゝす。少御神（スクナミカミ）のとよほぎ。ほきもとほし。かむほぎ。ほぎくるほし。まつりこしみきぞ云々とあるごとく。大物主の神を酒の神とふるくより傳へたり。和田英松の古代造酒考に。播磨風土記に。大物主神の酒を造らしめ給へる事。所々に見え。私記に。大彥神。是造酒神也。今有二其遺跡一と見えたれば。此二神。造酒法をはじめ給ひて。廣く人民にも教へ給ひしにや。後々より酒の神とあがめ奉るも。此らの故に依れるなるべく。食物を作り始め給ふ。保食神を食物の神と尊ひたると同じかるべしといひ。また米を用ひしことは。記紀風土記なさに彼是見えたり。釀造法の事は。まづ日本決擇（本朝月令。及古事記裏書引）に。應神天皇之代。百濟人須會己利（人名）參。始習二造酒之法一。上古之代。口中嚼レ米吐納二木櫃一經レ口酣酸。名レ之爲レ醴。故今謂レ釀レ酒爲レ嚼。是其法也（今南島人所レ爲如レ此）。壒囊抄卷三に云。大隅國。一家水と米とを設て。村につげめぐらせば。男女一所に集りて。米をかみて。酒船にはき入て。ちりぢりに歸りぬ。又酒の香のいでくる時集て。かみてはき入れし者とも。是を飮むを名てクチかみの酒と云ふと。風土記に見えたりとあれば。日本決擇に南島といへるにかなひて。後までも。彼地方にては此法ありし事。成形圖說に見えたりと見えたれば。古の酒は皆口を以て嚼たる物と思へる人もあめれと。是はたゞ一種の造酒法にて。一般の例とはいひかたし云々。」又古代製法を述べて云く。製法は麁にして。後世の如くにあらざるなり。さるを應神天皇の御代。百濟の人須々許利。參り來りて。酒を造りて奉りしかは。天皇きこしめして。之を賞し。御歌をよませ給へること。古事記（姓氏錄には。兄曾々保利。弟曾々保利。兄弟にて。仁德天皇の御代の事とせり）に見え

たれば。是より百濟の法をも取用て。益精良の酒をばつくり出したるにや」といへり。さて以下酒の種類を擧け。また酒造稅等の事をも聊か陳ふべし。

【清酒】今用ふる所の清酒は文祿。慶長の頃より製せしものゝ由也。瓦礫雜考云。雍州府志に。京北町口一條北酒店有下稱二重衡一者上。平重衡滅二南都伽藍一。凡酒自レ古以二南都一爲レ勝。此酒味勝二南都之酒一。故有二此號一といひ。また大和本草に向井元升云。南都諸白爲二上品一云々。諸白者可レ爲二世界第一之上品一といへるが如く。酒は南都を本とすることは。酒粕に漬たる香の物を奈良づけといふにてもしられたり。されど今は他國に美酒多し。凡酒の美惡は水によれりとぞ。酒造るに用ふる井はかならず其邊に山ありて。井のかたはらに樹木なく。夜星の影おほく移るは。水の性はげしくてよしといへり」倚【諸白】の事。貞丈雜記云。進物の目錄などに酒の事を諸白(モロハク)と書く人あり。左樣には書くましき事也。酒を作るに米を至極能つきしらげて作るを諸白と云。さのみ能もしらげずして作るを片白(カタハク)といふ由或人申たり。然れば諸白片白といふは酒作る者の詞にて。立いりたる事なれば目錄などには書べからす。又常の詞にもいふまじき事也。」また攝津豐島郡池田は酒造家多くあり。猪名川の流水を以て造る。味美にして德川幕府へ調進せしとぞ。世俗池田酒と稱して名產とす。又同國河邊郡伊丹も酒の產地なり。攝津名所圖會に。伊丹酒匠の家六十餘戶あり。みな美酒數千斛を造りて諸國へ運送す。特には禁裏調貢の御銘を老松と稱して山本氏にて造る。或ひは富士白雪の名酒は筒井氏にて造る。菊名酒は八尾氏にて造る。其外家々の銘を印して神崎の濱に送り。渡海の船に積て多くは關東へ遣す云々」と見えたり。文化文政の頃流行せし劔菱。男山等の銘は今は廢りて。正宗は今に行はる。維新以後の新しき銘はいろ娘。世界一などあり。また落穗集考に。南川語て曰。つのくに鴻の池の酒屋勝庵(はじめ三郎右衞門)といふ者。酒二斗ばかり入る樽二つを一荷として。そのうへに草履數足おきたるを擔ひて江戶にくだり。大名の家々に至り。一升を錢二百文づゝに賣りたり。其ころいまだ麁酒のみにて。かつて彼ものゝ持來るごとき美酒なき故。ばいうりかちに賣りはやしたるにより。しきりに上り下りして。おびたゞしく利潤を得たり。尤そのごろ米は下直なり。木錢は十二文などしたる故。鴻の池より江戶への一と上下。錢三百五六拾文にて仕込たり。この大名に二升。あの大名に三升といふ。かぎりなきことにて。肩のうへばかりにてははかゆかざる故。その一荷四斗の酒を壹樽として。二樽を馬一駄とし數十駄づゝもち下りて。勝庵賣りたり。依て末代にいたり酒の價を極るとき。十駄金何拾兩と立るものは。二十樽酒は右のつもりなり。しかるにその酒日を追て賣る故。馬の脊にても及びがたく。終に東海道を何十萬樽といふに至りて。船に積みて入津すること今日に盛也といふ」按するにこれ寬永前後の事なるべし。追々清酒の盛に行れて今日に至るの樣。おもひやるべし。倚明治三十一年十一月。時事新報に沿革を敍して曰ふ。日本清酒の產地は。一道三府四十二縣にして。就中其品質の醇良なると。產額の多きとを以て有名なるは。兵庫縣攝津國武庫郡(灘五鄕即ち今津。西宮。魚崎。御影。西鄕)なり。此五鄕に於て產出する清酒石數は。實に三十萬石以上三十四萬石餘に達し。而して其大部分は古來東京に輸送するを例とせり。今灘五鄕の事を記すに先ち。昔時頗る旺盛を極めたる同縣下川邊郡伊丹町の沿革を敍すべし。【伊丹町】攝津國川邊郡伊丹町は。阪神鐵道神崎停車場の北方一里に在りて。現今は阪鶴鐵道伊丹停車場を置かれ。交通甚た便なり。此地は古來清酒釀造地として。特に非常の良品を產出して。丹釀の名聲實に世上に轟きたり。今其沿革の概略を記さんに。起原は明瞭ならざるも舊記によるに貞治。永享の頃已に酒造家の存せしことを知るに足るべく。而して文祿。慶長の頃山中某なるものあり。始めて造酒を江戶に輸送したるが。當時海運の便未だ開けず。運送者は四斗樽二個を以て一駄となし。馬に積みて陸送したりと云ふ。爾後漸次販路の擴まるに隨ひ。釀造高次第に加はり。天和。元祿の間には江戶輸送の分のみにても。九萬駄より十萬駄(一駄は七斗三升)の多に及びしかば。元祿十年より寶永六年まで十三年の間は。清酒賣上高の五割を運上として。上納を命ぜられ。次で正德年度には元祿十年の酒造米を標準として。酒造專業の者は其三分の一。又兼業の者は五分一減石の制限を設けられたる等にて。酒造業は玆に一頓挫を來せしが。寶曆元年其制を解かれしかば。再び景況を回復して。明和より天明に至るまで。年々釀造額を增加したり。然るに天明六年。又も前年釀造額の半數を減ずべき官命あり。翌七年には實に三分一造りに制限せられ。寬政元年よりは釀造米高を永世株とし。爾後其年の米作豐凶により適宜官より制限することゝなりし等。酒造家の盛衰は。一に官命の如何によれるものなりしとぞ。但し文政年度に至り。糀買入株なる者を許されし爲め。夫れより漸く釀造高を增加し。同十年頃には旺盛の極に達して。江戶輸送の高年々大約十五萬駄に上れりとぞ。」【伊丹町繁榮の時代】其頃此地は近衞卿の所領となり。從來の造石制限を廢されたるのみならず。近衞公御用酒の名稱を以て。隨意に增石を許されたれば。土地の繁昌竝びなく。酒造家の餘澤に依りて衣食するもの。現今の伊丹町

に三倍し。伊丹酒に丹釀の名を得たるも亦此時にありしと云ふ。左れば文政十年に於ける同地造酒の狀況は。江戶に輸送せし淸酒十五萬駄。有名の商標には。劍菱。白雪。男山。大三。大星。菊印等あり。而して酒造家六十五名。釀造藏數八十四棟。造石數大約十四萬石なりし由なるに。其後再び衰頽に傾き。維新後は復た甚だ振はず。繁榮は自然灘地方に移り。現今伊丹の釀造業者十八名釀造藏數二十七棟。三十一年度の造石高一萬六千石餘に過ぎざるとなりしを以て。近年同地酒造家小西新右衞門を始め有志の人〻相計り專ら釀造の改良。商勢の挽回に苦心し居るよし。

【伊丹酩酒】現今伊丹町に於て釀造する淸酒の重もなるものは白雪。劍菱。一文字。福升。菊印なり。

【灘五鄕の酒況】世に灘酒と稱して歡迎せらるゝものは。兵庫縣攝津國武庫郡沿岸一帶の地より製出さるゝ所なり。創業の年度は明瞭ならず。其初めは甚だ微々たるものなりしが。遂には彼の伊丹酒に代りて漸次隆盛に至り。今は全國第一と呼ばるゝに至りぬ。但しその釀造法は伊丹より傳はりしものにして。今より二百三十五年前即ち寬文六年の頃は。同郡の內元菟原郡（魚崎。御影。西鄕等を云ふ）に於て。僅かに八十餘石を製出せしも（當時は一𨢌に付淸酒五六石位を造りたるよし）。降りて安永年度に至りては。既に五六千石に達し。文化年度には漸進みて產額七八萬石（當時一𨢌は白米九石にて淸酒七石內外を得たりといふ）に上れり。亦以て同地方酒造業の著しく進步したるを推知すべし。安永年度より文化年度に至るの間は。甲年の釀酒は乙丙丁年の飮料に供し。之を三年酒。五年酒と稱へ。又當時酒造に從事せる杜氏は。槪ね播磨の人にして。此製法は方言灘流と云ひしとかや。然るに嘉永年度に至りては。丹波地方の者漸く多く。又或は有馬郡地方の者を杜氏となすものあり。丹波の杜氏の製法を丹波流。有馬の杜氏の製法を生瀨流と呼び。現時は專ら此二法を用ふることゝなりて。灘流は遂に其跡を絕つに至れり。扨酒造の景況は其の後漸く衰へ行きて。慶應年度には約四五萬石にまで減じ。尙ほ明治七八年頃は最も衰微の極に陷りしが。同九年。十年度より漸く挽回の機に遭遇し。爾來漸次に發達して目下の隆盛を見るに至れり（天保年度より一𨢌に付き淸酒十二石餘を製すといふ）。元武庫郡（今津。西宮）の狀況も。元菟原郡と大同小異にして。兩郡全體の盛衰を見るに。明治十四年の造石は二十五萬五千餘石に增進し。其後追〻進步して。去る二十八年度は實に未曾有の增石即ち三十八萬石餘の造石數を見るに至れり。是れ日淸戰勝の好況に依ると雖。亦造石稅四圓なりしものが。七圓と增稅せらるゝを見込み一般に增石せしものと知られたり。然れば翌二十九年の酒造期には。金融の逼迫と增稅の影響。其他古酒不捌等の爲め。造石數大に減じて三十二萬九千餘石となりしも。既にして又恢復の運に向ひ。三十年度は三十五萬七千餘石。同三十一年度は三十四萬二千九百餘石を造出せり。尤も本年の酒造見込高は昨年に比して約一萬石を減ずるならんと云ふ。

【灘五鄕の造酒高】灘五鄕とは。大阪神戶間に於ける約五里以內。沿岸一帶の總稱にして。瀛車中より望むときは。三百七十餘の酒造藏。參差として頗る壯觀なり。今五鄕を細別すれば。其東端に位するを今津鄕と稱し。次を西宮鄕。東鄕（魚崎村。本庄村）。中鄕（御影町）。西鄕（西灘村。都賀濱村）とす。而して三十一年度に於ける各鄕の酒造石數及び製造人員。酒造藏數等は左の如し。（今津鄕）四萬六千五百七十一石七斗一升。酒造場五十箇所。人員十九名。（西宮鄕）十萬千百十石四斗五升三合。酒造場百八箇所。人員三十一名。（東鄕）四萬千四百二石五斗一升四合。酒造場四十九箇所。人員二十七名。（中鄕）八萬四千三百七十五石八斗三升。酒造場九十六箇所。人員四十九名。（西鄕）六萬九千五百四十七石七合。酒造場七十一箇所。人員二十七名。計。三十四萬二千九百三十七石五斗一升四合。人員百五十三名。藏數三百七十四藏。

【灘五鄕著名の淸酒】を玆に列記すれば左の如し。

今津鄕の部。　大關。しら泉。大鷲。愛國。鍾馗。長榮。鷲正宗。日の出鷲。鬼神。笑顏。長壽盃。歡迎。國憲。世界司。福注連。淸光一。

西宮鄕の部。　白鹿。七寶正宗。白鷹。正宗。東自慢。鳳凰正宗。いろ盛。物產一。壽海。吉方。戎面。相撲取。美人。福鷹。鯉正宗。弘明一。日本盛。源動。都賀意鶴。梅の春。いろ娘。孔雀正宗。柏正宗。惣大將。初緣。戎正宗。蜀山人。喜一。魁春。戾辰。美樂。富貴牡丹。全盛。朝陽。榮正宗。なみ靜。

東鄕の部。　櫻正宗。惣花。榮鯛。四君子正宗。山星。觀賞。神龜。富源。朝陽。鷄鼓。岩戶開。猩々正宗。諫鼓鳥。一文字。鯛正宗。

中鄕の部。　菊正宗。嘉賞。日本橋。白鶴。白印。升盛。世界長。總長。筵正宗。正成。兩國橋。福よせ。天爵。四季の友。羅生門。正行。龜正宗。勝鯛。兩龍正宗。長政。瀧鯉。愉快。百臻長。花の友。飾海老。國光。梅の木。千金福。軍旗正宗。七寶正宗。利達。入山正宗。旭正宗。扶桑。豐潤。

西鄕の部。　牡丹正宗。忠勇。總長。富久娘。丹項。橘正宗。桐正宗。菅公。澤之鶴。惣花。

伊丹及び灘五郷に於ける。酒造の沿革竝に現今釀造石數等大略を記したれば。是より。灘地方に於ける釀造の模樣を述ぶべし。【職人と其賃金】職人の年齢は。概ね十七八歳より五十歳の男子にして。釀造時期即ち冬季に至れば。丹波地方の農家より農間の餘業として。杜氏（一名酒屋親爺）に伴はれて出稼するなり。俗に之を酒屋の百日働きと云ふ如く。酒造の期は大約百日にして終了し。出稼人は各〻歸郷するものなれども。然ればとて其百日の外も全く仕事なしといふに非ざるを以て。酒造藏には絶えず。職人を要すること勿論なり。左に酒造に要する職人の數を揭ぐ。○釀造期の雇。毎年十二月二十日頃より。翌年三月中旬に至る約百日間は酒造千石に付凡十八人宛晝夜就職す。○酒焚人足。新酒の出來上りたる後。即ち四月一日頃より凡二十日間一藏に付十人乃至十五人を要す。○夏居職人。俗に夏居職人と唱へ。毎年酒焚事業終りたる頃より。器具澁染。洗ひ物。荷造等に從事する者一藏に付二人乃至四人。○秋洗人足。毎年十月の末頃より園び桶を洗ひ。之に手入をなし。新酒釀造の用に供する爲め。之に從事するものにして。一藏に付多きは七人。少きは三人宛十二月の末迄絶えず此業を執る。右の職人は必ず各酒藏に要するものなるを以て。年〻丹波地方より灘地方に出稼するもの頗る多く。丹波地方就中多紀郡の如きは。此出稼の增減を以て。地方生產に大關係あるものとなし。先年組合規約を設けて。自他の弊害を豫防し。專ら本業の維持を計り。又出稼者に對し相當の便宜を與ふることに注意しつゝありと云。○酒造期の職人と賃金。酒造藏一藏に對する人員は十八人にして。其杜氏は雇主に於て適宜に之を雇聘する也。實に杜氏は酒造の全權を委せらるゝものなれば。釀造家は常に之を厚遇し。從て給料に一定の額なきよし。但し大凡左の範圍に於て支給するものと知るべし。一杜氏（おやぢ）一人。月給（三十圓以上百二十圓迄）。一頭（世話役）一人。日給二十一錢。一衞門（大師。麴師）一人。同廿一錢。一酛廻り（上酛廻り下酛廻り）二人。同一人に付二十錢。一道具廻し一人。同十七錢五厘。一船頭（酒搾り）四人。同一人に付十六錢。一中人四人。同十四錢。一追廻し三人。同十二錢。一飯焚一人。同十錢。計十八人。」右は給料の一斑を記したるものなるが。各藏共良酒を得たる時は。杜氏には其狀況に應じて。給料外の手當を與へ。又或時は麴師にも賞與することあり。其他看板料と唱へ。職人一般へ一人に付金五十錢宛を給與するものとす。○又頭。衞門及び酛廻りには。解雇の時心附として。金二圓乃至五圓を與へ。又總て酒造事業終りたる上解雇するに當りては。一人に付酒五升其他酒の粕二貫目乃至五貫目宛を與ふるを例とする由。○飲食物。右職人就職中の食物は雇主より杜氏を經て給與するものなるが。其の物品は米。醬油。鹽。薪。漬物。味噌及び菜代として一日に付一人一錢五厘宛を支給するものとす。

【釀造原料】酒造米。灘地方に於て使用する酒造原料米は播州美囊郡。明石郡押部谷村。攝州三田米及武庫郡良元村の內小林。藏人。伊子志。大阪府下島上。島下。河內。生駒郡等の產を主として用ゐる由。又米買入は豫め總金額三分の手附金を渡して買付の約束をなし。又は實地作柄を檢査して賣買の約束をなすことあり。其他は米仲買の手より購入するものとす。○酒造水。大凡良酒を釀出せんとするには。第一。水の良否を擇び。第二。米質及其精げ方の良否を檢するを以て最大必要とす。而して全國中清酒釀造に最も適當なる水は。攝津武庫郡西宮町の水にして。毎年同町より沿岸の酒造地其他に輸出する高は。大凡四十八萬石以上五十萬石の多量に達し。毎年灘五郷に於て造出する清酒三十四萬石餘は。一滴たりとも他の水を用ひざるは勿論。播州地方。伊丹。泉州堺地方に於ても特に此西の宮の水を輸入する有樣なれば。前記の高に達するも敢て怪しむに足らざるべし。此水のことに付ては。種〻の奇談もある由なるが。此清水噴出の場所は。西宮町の內鞍掛町。濱の町にして海岸を距る。北方二町餘の所を中心となし。二町四方を限りて總數五十箇所の井戸あり。其所有主は左の如し。

酒造水井戸と所有者。　十三箇所。辰馬吉左衞門。四箇所。辰馬半右衞門。二箇所。川端又五郎。四箇所（內二箇所販賣用二箇所自用）。辰馬與平。二箇所（內一箇所販賣用一所箇自用）。辰馬勇次郎。三箇所。嘉納治兵衞。二箇所。荒井源左衞門。二箇所。辰馬利一。一箇所（販賣用）。石崎合名會社。一箇所（販賣用）。宅德平。一箇所（販賣用）。泉仙介。二箇所（販賣用）。若井合名會社。一箇所（販賣用）。福井富造。二所箇（內一箇所販賣用一箇所自用）。和泉合資會社。四箇所。辰馬悅藏。四箇所（內二箇所自用二箇所販賣用）。坂口吉藏。二箇所（販賣用）西宮酒造株式會社。一箇所（販賣用）。畑田喜左衞門。

【西宮の酒造水】攝津西宮町の井水は清酒釀造に最も適當なるが。其水質及び酒造水に關する種〻の話を物すべし。○酒造水の試驗。西宮町の酒造用井戸五十箇所の內。西宮酒造株式會社に於て酒造に使用するさかり井戸と稱するもの二箇所あり。其の西方にあるを櫻水。其の東方にあるを菊水と稱す。酒造期に當り。毎日午後四時頃より汲上ぐる水量は。一個の井戸より一分間一石宛にて。午後五時迄には

サケ

一日平均大凡一千五百石を汲用するを例とし。而して其極めて減水せし時と雖も。井底は尚ほ三尺餘の水深を有し。夫より以往は如何程汲むとも聊か減ずることなしといふ。尤も這は右二井に限らず。他の井戸も總て大同小異にして。酒造期大凡九十日間に五十箇所の井戸より汲揚ぐる水量は。實に五十萬石の多量に達するよし。左に水質試驗證の寫を掲ぐ。

試驗證

第三六二號　　壹種

一井水

定量分析

試驗の爲め差出したる水は無色澄明にして臭味なく反應は微弱亞爾加里性にして煮沸すれば其性を弱む之が定量分析を遂げたるに其毎壹リートル中に檢出する含有物をミリグラムに示せば左の如し

固形物總量	四二八、四〇
硫酸	一七、八二
格魯兒（鹽酸）	九九、八九
加里	一三、二六
那篤倫（曹達）	一〇一、四七
石灰	四九、二七
苦土	一九、二四
酸化鐵及礬土	一四、二五
珪酸	二七、八五
有機物に褪色せらるゝ過滿俺酸加留謨	五、二九

大阪府立衞生試驗所　（所長主任印）

【釀造水實地試驗】前記酒造水即ち櫻水及び菊水の二種を。去る明治二十七年十二月十日瓶詰となし。同三十年六月十五日之を檢め見るに。毫も水質に異狀を呈せず。其後各所に於て屢〻水質の實地試驗を行ひたるに。孰れも前同樣にして少しも異狀を認めざりしといふ。【水を採む】灘地方に於ける酒造家の實驗談を聞くに。汲上げたる井水を直ちに酒造に用ふるは。結果宜しからず。故に大抵汲上げたる後。一夜若くは一晝夜を經たる後酒造に用ふるを例とせり云々。又一說には。如何に西宮の水質が酒造に適合するにもせよ。西宮の水を直に西宮にて用ひては其甲斐なからん。之を水桶（二斗入運搬用の器）に容れ。灘沿岸の酒造地其他に運搬する際。桶中に於て水を動搖せしむればこそ。初めて最良の酒造水とはなるなれと云ふ。【西宮水の特徵】西宮の水を酒造に用ひて如何なる點に於て。著しき効能ありやと云ふに。新酒の時にありては別段著しき長所を發見せざるも。毎年四月火入れ後。桶圍となし。夏季を越え漸く秋季に入りて。此桶圍の酒を樽詰となすに當り。西宮の水を以て釀したる清酒には。一種云ふべからざる香氣を含み。灘の良酒として好酒家に歡迎せらるゝなり。是れ他の水を用ひたる酒が。西宮の水を用ひたるものにおよばざるところにして。即ち西宮の水の特徵なりといふ。【西宮水料金】毎年酒造期。三箇月餘のあひだにおいて。五十萬石を汲み上げらるゝ西宮酒造水の料金を聞くに。水料はさまで高價のものにあらざるも。需用地の遠近に應じて。相當の運搬費を要するが故に。彼れ是れにて隨分高價に上るといふ。今其の水料と運搬費は。一金一萬五千圓（汲水總量五十萬石の水料金。但し二斗桶一個六厘。即ち一石三錢。內金三千三百圓（西宮町使用水十一萬石の水料金引）。殘金一萬千七百圓（西宮より他に運搬する水量三十九萬石の水料金）。右三十九萬石は。全く西宮町より各地に運搬するものにして。其運搬費は一石分即ち水桶五個に付。五錢以上十五錢を要するが故に。之を平均して一石に付十錢の運搬費を要する者とすれば。水料共に一石の水料運搬費は十三錢となるべし。然れば需用地に於て酒造水の爲に支拂ふ水料金は。金五萬九百圓。三十九萬石の水料及運搬費（假に西宮以外に於て五千石の酒を釀造する時は。必ず六百五十圓の水料を要する割合となるべし）。【酒造水にて產を興す】西宮の水を他所に輸出し始めたるは。今より五十年許り前のとにして。其頃西宮町の漁夫にて日〻沖合に漁舟を漕出し。手繰網を曳きて業となせるものありしが。其頃灘地方の酒造家は。西宮の水を以て酒造を試みんことを企て。此漁夫に命じて其水を運搬せしめ。一年若干の酒造をなしたるに。極めて好結果を得たれば。其後は年〻西宮の水を使用することゝなりたれば。其需用次第に増加し。現今にては水屋と稱し。酒水の販賣を業とするもの十餘名に達し。中にも久しく此業に從事するものは。各〻萬餘の資產を貯へ漁夫の頭となりて。數艘の漁舟竝に漁具を有するもあり。又は絞油業を營み。此水屋を營むもあり。要するに是等の人〻こそ西宮水輸出の元祖なりといふ。

【釀造法の概略】清酒釀造概略を記せば。【麴の製造】酒造家は毎年十一月中に仕込米の準備をなすものにして。飯米を三割減り。掛米を二割五分減りに搗き（水車又

サケ

は精米器)。其七斗四升の內二斗一升(又は七斗の內二斗)をば。酛始めの四日前に於て。午前二時頃より一斗宛洗桶に移し。水を灌いで能く糠汁を洗除し。然る後荒男ども其洗桶の中に立ち亂踏すること七十回にして糠汁を流す。之を足洗ひといふ。斯して又踏むこと五十回。次ぎに三十回之を七五三の米研ぎと云ふ。之を終りて蒸籠に移し更に水を注ぎ。漬桶に移して十分に水を張りたる時。栓を脫して水を去り。又直ちに栓をなして再び水を湛へ浸し置くこと約八時間の後水を落し。其水の盡くるを待て。又〻栓をなし水を注ぎ入れ。今度は十一時間にして全く水を去り盡す。是時糠汁全く脫けて米は清淨となるを以て。今回は栓を脫して烈しく水を灌ぎ掛けること數回。其水の漏り盡くるに及び之を酛甑にて蒸す也。【甑の順序】は齒釜に五分目程の水を張りたるのち。之れに底の無き甑を覆ひ枠を以てげす板を敷き。又此上に俵菰を布き尙ほ藤布を展べて。洗米二斗を入れ。之れを藤布の四隅を折返して包み。又此上を俵菰に覆ひて蒸すこと凡そ一時三十分。然る後其の蒸加減を窺ひ其の小部分を取り。熱氣の脫せざる間に。速かに指頭を以て潰し。延べ餅の如きに至るを待つて忽ち火を消し。覆ひたる所の藤布の包を剝ぎ。飯匙にて蒸飯を飯桶に移し。直ちに之を溫室の前に運び。此所に延べたる筵に均布して熱氣を去り。其略ぼ八十度の溫度に至るを待つて。此儘之を麴室に移し。一枚の筵に凡一斗の率を以て均排し。而して蘖約七八勺。麴米約二斗許の率を以て此上に撒き。而して後。之を室床(四疊敷許にして四方に低き圍をなし。之に稻藁を厚さ凡一尺五寸に敷きたるもの)に展べたる筵に移し。其の他の筵凡そ四十枚を重ね覆ひ置くこと凡そ六時間にして。之を剝き再び前記の割合を以て蘖を撒き。飯匙にて之を攪き合せ。次に山形に盛りて。又た筵を覆ひ。其四端へ量目凡そ十貫目許りの石。或は其他の重みあるものを据ゑ置き。凡そ八時間にして後ち之を剝ぎ又能く攪き雜ぜて。再び前の如く覆ひ置くこと凡そ六時間。後ち飯匙を以て之を盛箱に移し。而して其移したる側らより順次に麴蓋に入れ。直ちに之を溫室中の棚の上に積疊す。但し麴蓋六枚を重ね尙ほ此上に六枚の空蓋を積疊するものとす。此の如くして積置くを凡そ六時間にして。後取卸し能く攪き雜ぜて蓋の中心に盛り上げ。而して之に前記空蓋一枚宛を覆ひ。又棚に載せ置くこと六時間にして。後ち又取卸し前に盛りたるものを蓋の前面に展布し。再び棚に積疊す。但し今回は喰ひ違ひに積疊するなり。此の如くして凡そ十時間を經れば篦を以て筵の上に削り落し。直ちに室外に出し。時〻之を攪き雜ぜて溫氣を冷却せしむ。是にて全く麴となる。此日數總て四日間とす。

サケ

【清酒釀造の概畧】清酒の釀造期は前年冬至に着手し。翌年三月の末に終る。其日數約一百日間にして先づ酛仕込みより始る。【酛仕込】酛始めより一日前酛米七斗の內五斗(或は七斗四升の內五斗三升)。即ち麴米を除き。其餘を麴米と同じ手順にて洗ひ。之を水に浸して蒸籠に掛け。約一斗程宛に分ちて仕込藏の中に展べたる筵の上に移し。かいわり(一名飯さまし)にて之を均排し。一定の時を經たる後ち。更に半切桶八個に割りて。適宜に麴を配合し。而て半切桶一個に付七升五合の割を以て清水を注ぎ入れ。兩手にて之を搔混ぜ蒸飯と麴とを能く包含せしめ。尙ほ棒櫂を以て二時間毎に搔混ぜ。斯すること五回にして。夫れより更に酛櫂を把り。半切桶一個に四人掛りて。雙方より之を攪ぜ蒸飯と麴とを充分に漬潤せしめ。其將さに冷却するに及びて。之を八個の桶に縮め移し。爾後又二時間毎に攪ぜること五回以上。之を三日間の仕事として。其翌日始めて酛卸桶に移す。(以上記す所は一酛分の製法順序なれども。實際は此所にて酛分を一つの酛卸桶に移すものとす。是まで何れも一酛分に付て記せるは。彼我錯雜を來さんことを恐れてなり)。移し終れば一個の溫め樽に百七十度以上二百度までの熱湯を詰めて。之を酛卸桶に投じ。冷えたる酛を溫む。但し溫樽には十時間毎に熱湯を詰め代ふるものとす。而して酛の溫度を含むこと凡八十度に至れば。暫時溫樽を引揚げ。後ち復た之を投じて溫氣を帶ばしめ。其百度に及ぶを待つて溫を止め(此時酛の味頗る甘し)。時〻酛卸櫂を以て搔混ぜ。稍〻其溫氣の脫するに及び(此時甘味も亦脫却す)。再び之を四分して。其一部は尙ほ酛卸桶に止め置き。已にして五味(即ち甘。酸。辛。苦。澁の五種)。を呈するに至れば。再び之を酛卸桶に復し之れより後は十分其冷却する迄。時〻酛卸櫂にて搔混ぜるなり。之を酛製造の順序とす。【掛ケ米】一酛の合米九石三斗の內。一石四斗一升を酛米と同樣の手續にて洗ひ。之を大甑に入れて蒸す。其法は先づ大釜に水を入れ。釜の緣に藁にて作りたる釜輪を當て。然る後ち枠を載せ。次に甑を覆ひ內に笊を入れ。且つ麻布を展べて之に前記の米を入れ。筵にて蓋ひ蒸すと酛米と同樣にし。其の既に蒸せたるを見て一人は藁靴を穿ち。掛け桶を携へて甑緣に登り。蒸米を掬ひて。之をきうざと唱ふる臺に据ゑたる溜桶に移し入れたる後。一人は甑の中に入りて飯匙にて蒸飯を溜桶に掬ひ入れ。內三斗三升は酛麴製造の順序と同じく。溫室に納めて麴となし。其花を生ずるを待つて。其餘の一石八升の蒸飯と共に。三尺桶即ち酛の入れある桶に投入し。之に清水二石を調和して。四人にて

三尺桶の周圍に立ち櫂を以て混合はせたる後ち蓋をなし。筵にて口を塞ぎ置く時は。約十時間にして醪は次第に醱酵すべし。依て又之を掻混せ（之を初櫂と云ふ）。爾後尙ほ一晝夜に一回宛掻混せ。再び包みて翌日は其儘に放置す（之をおどりと稱す）。此後は又掻混ぜると前の如くにして。玆に添米のと終る。此日數約二日間也。此仕事を終へたる後。醪を一個の三尺桶に分ち夫れより中添に着手す。【中添】蒸米九石三斗の內。二石四斗七升を前記の如く大甑にて蒸し（內五斗八斗を麹となし。餘の一石八斗九升は蒸米の儘三尺桶に投ず）。前同樣清水三石七斗一升を注ぎ交ぜ。櫂にて二時間毎に之を攪拌し。中添の事業を終る。此日數一日なり。斯くして三尺桶に二分する醪を分ちて。四個の桶に分配し。其翌日仕舞に着手す。【仕舞】前同樣旣米の內。白米四石六斗八升を前の如く大甑にて蒸し（內一石八升を麹となし。餘の三石六斗は蒸米の儘各三尺桶に投ず）。前記四個の三尺桶に配分して。清水九石四升二合を調和し。三尺櫂にて二時間毎に攪混ぜ。仕舞の事業を終りて。二日間之を放置し。其翌日四個の三尺桶の內二個に入れある所の醪を。醪杓にて溜桶に酌出し。直ちに之を仕込六尺桶に移し。爾後尙ほ二時間毎に大桶櫂にて之を攪混ぜ。醱酵に偏依なからしめ。夫れより二日を經て又彼の殘り二個の三尺桶の醪を之に移し。櫂にて掻混ぜ掻混る際。二日の間本文一甑分の外。尙ほ他に造り置ける三尺桶の醪を本文の仕込大桶に交へ。之を六本口と云ふ。這は三尺桶六本を一個の仕込桶に合するをいふ。或は六本半又は七本を合するあり。而して其最終に混ぜるものを口打と稱す。但し仕込は醪の熟否によりて。大に遲速ありと知るべし。口打までは常に竹三本を括りたるものにて。醱酵より生ずる所の小泡を掃ひ消すなり。尤も此泡は口打終りて後。一日を經たる頃稍大なるものを發し。斯すること二日にして後ち又漸〻消滅するものとす。【搾り槽】口打より約七日を過ぐるの間は。常に櫂を以て能く掻混ぜ。然る後長柄の杓にて醪を酌み。之を溜桶に移し之より又小出桶に移し。又た醪杓にて狐桶に移し。而して酒袋に入れて酒搾槽に投ず。（一甑に付袋數六百枚）。其上に蓋をなして刎棒を男柱に貫き。其末に石三十個（一個重量十五六貫目）を限りとして釣懸け。斯して酒を搾ること約一晝夜。之を上げ船と云ふ。後ち袋を取り出して再び他の酒槽に入れ。前記の如く刎棒を貫き今度は石三十六個までを掛けて搾る。之を本石と云ふ。本石にて搾り終れば酒袋を取出し。其槽を取除きて雙方の酒槽より搾りたる酒を酌み出し。之を五尺桶に移して蓋をなし。是れよりは常に空氣に觸れざるやう目貼をなし。而して三日許りを經て其上栓を拔き。其內部に溜りたる澱溜物を除き。又直ちに下栓を拔き開き。同じく沈澱せる濁を去る。之れを荒のみと稱す。此の如くすると約五回にして後。濁りの十分減ずるに及び。竹栓の口を拔き栓口に着けたる布を以て酒を濾し。半切桶に垂滴せしめ。次に之を擶桶に取り。然る後清酒大桶に移し。能く目貼をなし。此所に於て全く製造のことを了るなり。【火入及び桶圍】醪と清酒との割合は。一甑の醪即ち十六石强より。約十四石强の清酒を得べし。而して搾り粕の量は約八十貫目內外なりとす。但し酒粕は旣醱酵の模樣によりて。其量に多少の差あるものと知るべし。扨て四月一日以後に於て新酒には火入れといふを行ふ。其順序は大桶にある清酒を竹の呑口を以て擶桶に移し。直ちに之を鐵釜に充て焚料には櫟の細く割りたるを用ひて。釜中の清酒を百三十度の溫度を限りに溫め。其度に達したるときは火を消し。直ちに筵を以て竈口を閉塞し。溫氣を去らしめ。又擶桶に酌出して之を圍桶に入れて蓋をなし。其蓋の周圍に二十五六貫許の石塊四個を載せ。蓋の飛ばざる樣になし。且つ仙花紙に麩糊を加へて太く撚りたるものを桶緣と蓋との間隙に押込み。而して其上を同じ紙三枚を合せたるものを以て目貼をなし。秋季まで貯ふ。之を桶圍といふ。但し新酒を桶圍となすは總石數の十分の八にして。其二は直ちに樽詰となし廣く賣出すを例とすといふ。【桶圍の注意】酒造家の最も注意すべきは。每年四月新酒に火入をなし。之を秋の土用（十月二十日頃）まで。無事に圍ひ通すこと是れなり。往〻桶中に於て腐敗の兆候を現すが故に桶圍となしたる後。日數六十日にして上呑口と稱し。桶中より唎酒を出して其味を嘗め試み。且つ之を硝子壜に詰め置き。爾後此壜中の酒に依りて其桶中の模樣を鑑察すること。酒造家にとりては最も重大の事業にして。若も此鑑察を誤るときは豫防の時期を失して。救ふべからざる大失敗に歸すべしとなり。【一つ火冷卸】桶圍の清酒にして無事夏季を越え頓て秋季に至れる時は。玆に圍桶の栓を拔きて半切桶に移し。更に四斗樽に移して七八日を過ぎ。樽の香（即ち杉の香を云ふ）の。稍〻酒に移りたる頃を俟ちて。尙ほ一應其味を試み。然る後酒銘を印せる酒菰に包みて積出す。之れを一つ火冷卸と稱す。之に反して桶圍中若し腐敗の兆候あることを唎き出したるときは。更に適當の防腐藥を用ひて火入をなす。之を二つ火と云ひ。尙ほ防ぎ難き場合に火入をなすを三つ火と唱ふ。但し此火入をなす每に酒の香味を變じ色を惡しくし。從つて頗る價額を下ぐるのみならず。其石數さへ減ずるが故に酒造家にとりては其損害甚大なりとぞ。【釀造器械】酒造用器械は其種類甚だ多し。今左に其重もなるものゝみ

を揭ぐ。大釜。甑。麴蓋。酛半切櫂。棒櫂。酛卸桶。溫槽。三尺桶。五尺大桶。漬桶。酒袋。酒槽。

【白酒黑酒(シロキクロキ)】神前へ供する酒の名なり。年山紀聞云。萬葉第十九に。天平勝寶四年十一月二十五日。新甞會肆宴の歌。從三位知奴麻呂眞人「天地と久しきまでによろづ代に。つかへまつらんくろきしろきを。」延喜式第四十(造酒式)云。新甞會白黑二酒料云々。又云。造酒者米一石以二二斗八升六合一爲レ蘗。七斗一升四合爲レ飯。合二水五斗一各等分爲二二甕一。甕得二酒一斗七升八合五勺一。熟後以二久佐木灰三升一。和二合一甕一方稱二黑貴一。其一甕不レ和。是稱二白貴一。」白酒黑酒の制は。くさきの灰を入ると。いれさるによりての名なり。」また貞丈雜記に。白酒と云事。條々聞書に公方樣にては。正月五ヶ日其外節朔には片口の御銚子白し。御酒も白酒也とあり。白酒とは今も有る白酒也(濃くは有べからす。うすく有へし)。餅米にて作る也(餅米は酒の氣をやはらかにする物也)。禁裏にて御代替りの初に。大甞會と云御神事有。其時に神に白酒黑酒とて。二品の神酒を奉り給ふ。白酒は常のすみ酒也。右の白酒は是の事とは違ふ也。黑酒は常山の根を黑燒にして酒にまぜたる物也。中古黑胡麻の粉を用られし事もありしと也。是は非也とぞ」といへり。

【濁酒】にごり酒は。邊鄙の地方にては家々に釀して飮む酒也。梅園日記云。俳諧新式にどぶろくとあるを。俳諧通俗志には醶醲漉と見えたれども誤なり(是より前。大和本草醶醲の下に花白く千葉なり云々。唐土には黃色あり。故に黃色のにごり酒を醶醲醶といふ。日本にて山川といふ酒の如くならんとあるは。唐土のことをいへるなり)。松岡怡顏齋の詹々言にも。どぶろくは醶醲醶の轉語なりといへるを。其子の松岡洙が按語に。どぶろくは濁醪の轉語歟とある說あたれり。濁醪の文字古くよりあり。和名抄に濁醪は毛呂美。本朝無題詩に大江佐國。翫二卯花一詩に。尋二訪野村一醉二濁醪一。又藤原周光。屛風題詩に。石瀨之邊。有二釣漁人一。濁醪滿レ樽。魚膾堆レ俎。新猿樂記に。酒濁醪肴煎豆。伊呂波字類抄太部。及び下學集に。濁醪。天文二年尊海僧正あづま道の記に。醒が井の里にて。濁醪といへるをのみて云々。節用集大全に。濁醪白酒也などあるを見てしるべし。」また南谿の西遊記に。九州の邊地には濁り酒とて。京都の甘酒のごとくにして。其色薄黑く其味辛く酸きものあり。下賤のものは大方これを飮なり。味は咽をも通りがたきほどにて。甚だ強く醉ふものなり」といへり。按するに。濁酒の强きを俗に鬼ころしなどいふ此類なるべし。下學集に。茆柴濁醪也。一醉而即醒。如下燒二茆柴一火便滅上。といふ是れなり。續武江年表(慶應二年十二月の條)に。此頃濁酒世に行れ。中汲と稱へ。之を釀して商ふ家次第に殖たり。價の賤しきをもて下賤の飮ものとはなれるにや。研北雜志に席琰謂レ人曰。貧者以レ酒爲レ衣といへるもげにさる事と覺ゆ。濁酒一に濁醪。黃醅。單醪などいへり。永正十三年御選謎合せに。十里の道をさけ歸るにごり酒。また澤庵和尙へ濁り酒を贈るとて。十里酒と銘を書たりしかば。「十里とは二五りといへるこゝろかや。すみがたき世に身をしぼり酒。澤庵」と見ゆ。またもろみの汁ばかりを取りたるを中汲といふ。今にても東京市中立場茶屋體の店にては。これを賣る。下賤の者の飮料なり。看板に馬の繪を書きたるもあり。俗に濁酒を白馬と云へはなり。

【麻地酒】俳諧歲時記云。麻地酒。諸國名物記。豐後國の製なり云々。和漢三才圖會。南都淺茅酒云々。毛吹草。豐後國麻也草云々。又朝生酒と書き或は土かふりとも云。酒方の書に云。麻地酒は豐後國より出。其造法糯米粳米等分に合製して。冬月寒水を用て是を釀し。土中に埋め。草茅の類を以て是を覆ふなり。冬春を經て。夏月土用に至て則土中よりこれを出すに。既に熟せり。よりて土かふりの名あり。夏月の飮とし賞翫す。

【燒酒】和訓栞にせうちう。燒酎の音なりといへり。和漢三才圖會に。燒酎即蒸レ酒造レ之。然今造法用二新酒糟一。與レ稃互一層隔盛レ甑蒸レ之。甑蓋亦安レ鍋而盛レ水。任二甑下湯沸一。滴露垂二於上鍋底一。以レ筩承レ之出二甑外一。直走二入于樽一。令二氣不一レ洩也。上鍋之水以レ成二溫湯一爲レ度。更換レ水蒸謂二之二番一。氣味淡不レ如二一番佳者一也」また西遊記に。薩州には燒酎とて琉球の泡盛やうの酒あり。京都の燒酒のやうに强からず。國中七八分は皆此燒酒にて酒宴する事也。常の酒は祝儀事なとの贈りもの。あるひは儀式の宴會なとにのみ用ゆ。是は皆京大阪邊より積下す酒にて。其價尤高直也。彼國にてたまたま造る酒は甚下品にして飮難し。夫ゆゑに此燒酒を多く用ゆる事なり」と見ゆ。燒酒はからざけと古くいへり。猛烈にして多く飮むべからす。元祿の頃之をあらきとも云へり。アルコホルの轉訛なるべし。明治以後外國の法に倣ひ。馬鈴薯。甘藷など種々の澱粉性の品より製す。アハモリ參着すべし。

【白酒(シロザケ)】和漢三才圖會云。白酒用二糯精米七升一爲レ饎。漬二一斗酒中一固二封之一。春夏則三日。秋冬則五日而開レ口。以レ箸解二分其飮粒一。嘗試レ之以レ生二甘味一爲レ度。連レ醅磨レ之白色如レ乳甘美。本草所レ謂白酒名レ醝者此類乎。」又俳諧歲時記に。本朝食鑑。醇は白酒の甘き也。和名之亘加須云々。和俗三月三日節物として雛祭に供す」といへり。山川。初霜などの銘を付けたるもの名高し。

【煉酒】和漢三才圖會云。筑前博多之煉酒得ㇾ名。似ニ白酒ニ而甚粘。其味甘美也。蓋此與ニ白酒ニ一類。製之精者矣。下戸及婦人小兒好喫ㇾ之。多飲則痞滿。」この煉酒は少許を盃にいれ。燗酒をさして溶解し飲むに。誠に味甘美なり。

【味醂酒】和漢三才圖會云。味醂酒近時多造ㇾ之。其味甚甘而下戸人及婦女喜飮ㇾ之。用ニ糯米三升ニ漬ㇾ之。一宿而蒸爲ㇾ飯。待ㇾ冷麴二升燒酎一斗和勻每ニ七日ニ一次攪ㇾ之。三七日而成。醡去ㇾ糟用。其糟亦甘。賤民代ニ菓子ニ」按するに。味醂酒は下總流山の産を佳となす。近世は釀造法最も精美を極む。製するの初其色白し。古きを擬せんとて褐色を付するなり。

【赤酒】肥後國にて古昔より釀造する所の酒なり。明治二十一年七月三日官報に。赤酒檢査の報告を載せたり。曰く。東京衞生試驗所長田原良純より開申したる。肥後國にて製造せる赤酒の檢査報告書左の如し。肥後國にて製造せる赤酒は。清酒十一石二升に付。灰四斗五升を混入して釀成し大に普通濤酒の製法と異なり。隨て其味も亦實に一種特異のものと言ふへし。今般當試驗所に於て。赤酒三種と其製造用の灰一種。及赤酒二種中の灰分を分析し。左の成績を得たり。第一號古酒(上等)。明治十八年十一月釀造。赤褐色微濁にして。少く綠彩あり。味甘酸にして試驗紙に酸性反應を呈し。一種特有の香氣あり。第二號新酒(上等)。明治十九年十二月釀造。帶褐黃色にして微に綠彩を放ち。甘味を有し。一種固有の香氣あり。其反應は中性なり。第三號新酒(下等)。明治十九年十二月釀造。褐黃色にして少しく綠彩あり。味甘く一種特異の香氣あり。亞爾加里性反應を呈す。右赤酒每百立方仙迷(我五勺五才餘に當る)中に。含有せる各成分の瓦關謨(一瓦は我二分六厘餘に當る)量は。左に列記するか如し。尙ほ比較のため。下段に攝州魚崎の清酒と。流山味醂の分析表を掲けて。參照に供す。

號	第一號	第二號	第三號		
成分＼種類	古酒上等	新酒上等	新酒下等	攝州魚崎清酒	流山味醂
異重	一、〇四四	一、〇四〇	一、〇四四	〇、九九三	一、一三八
亞爾箇保爾	一一、八五一	一〇、三五九	一三、一一四	一三、五四〇	一一、五〇〇
越幾斯分	一三、一〇六	一二、五八〇	一三、二三七	三、六一〇	三七、一〇〇
糖分(澱粉糖)	一一、一六〇	一〇、一一四	九、九一六	〇、七一〇	三〇、一〇〇
糊精(デキストリン)	一、二〇二	一、一九二	二、五八四	〇、九四〇	四、九六〇
灰分	〇、三〇五	〇、三四〇	〇、三四七	〇、〇六〇	〇、〇九〇
フーゼル油	痕跡	著明	著明	極少量	—

右の分析表に由りて見れは。赤酒中亞爾箇保爾の量は。清酒及味淋に於けると大差なし。然れとも糖分は清酒より多きこと。十四乃至十六倍。味醂に比すれは殆と其三分の一なり。糊精は清酒に比すれは。稍〻多く味醂に比すれは。其四分の一乃至二分の一に居る。灰分は清酒及味醂に比すれは稍〻多しと雖。其量異常に至らす。製造の際多量の灰を用ひたるにも拘はらす。其量赤酒每百立方仙迷中僅に〇、三四七瓦を出てさるは實に豫想の外なりき。是れ蓋し次表に於て見るか如く。製造用の灰は主として水に難溶。又は溶解性の物質より成り。其溶解すへきの量は僅少に過ぎされはなり。

製造用の灰竝に赤酒中の灰分分析表

成分＼種類	製造用の灰	古酒上等の灰	新酒下等の灰
硫酸	一、四四二	七、七九八	六、三九九
格魯兒	〇、〇七五	二、一二七	一、三二九
亞爾加里(加里として算す)	〇、九四七	二七、三七五	一七、八三六
石灰	四二、四六六	三二、五八八	三四、六六〇
苦土	〇、三三六	四、〇九八	一、七六二
酸化鐵及礬土	一二、七七二	一、六七九	五、七七〇
珪酸	一五、六一六	一、八六〇	一、八六〇
炭酸	二四、九八五	二九、五九一	二九、五九一
燐酸	少量	痕跡	痕跡
満俺	痕跡	—	—

是に由りて觀れは。赤酒を製造するに當りて。特に多量の灰を混入するを以て。必す衞生上有害の飲料なりと推考するへきも。其灰の性質は前に述へたるか如く。水

に溶解すへき成分は。實に僅少にして赤酒百立方仙迷中の含量は。灰分總計〇、三四七瓦に過きす。然らは特に此一點に於ては。衞生上敢て有害の處なし。蓋俚諺に所謂肥後の赤酒は頭を取ると言へる原因は。此灰にあらすして。他の物質に歸すへきや。亦疑を容れす。即ちプーゼル油の如きは。第一號は痕跡のみなれども。第二號第三號には著明に存せるを以て見れは。是又頭を取るの一原因ならん(以上の分析は內務技手山本正已の擔當せる所也)。赤酒製造法。肥後國に於て製造せる赤酒の來歷を聞くに。往昔國主加藤清正征韓の役彼地にて其製法を傳習せりと云。其製造の期は毎年九十月の際を以てす。而して翌年十一月に至り。始て赤酒と稱する迄は之を夏ものと呼ふ。又新夏と唱ふるものは速成にして溫に乘して之を製造せり。總して搾り上は。淡黃色なれとも漸次赤褐色と爲る。其二年以上のものを大越と稱し。愈々古けれは愈々之を賞揚すると云ふ。蓋し釀成極めて良好なるに非されは。保存に耐へされは也。而して其製額は清酒と合算せるを以て詳悉し難けれとも。近年清酒の需用漸く增加するに從ひ。赤酒の釀造大に其額を減し。明治十年西南の役前にありては。熊本城下のみにて三千石以上を製造する者七十六戸ありしも。今や僅に減少して三戸と爲れり。從來其額の最多きは山鹿郡に在りと云。其製方は蒸米八斗に。水一石四斗。麴三斗二升を加へ攪拌して粥狀と爲す。此攪拌を施すに便ならしめんか爲に豫しめ八斗の米を八分し。即ち一斗に麴四升。水一斗三升宛を加へ。時々攪拌して全く粥狀となるに至りて。大桶に合併し。更に攪伴して熱湯を盈てたる小桶(湯桶と云ふ)を其中央に沈め。之に筵を蔽ひ。大凡一時間毎に攪回し。湯桶の冷ゆるを俟て。之を交換すること三回にして。漸く醱酵を呈するに至る。爾後攪拌しつゝ。元添(米水各二斗。麴四斗八升)を加へ。一日間靜定せる後。全量を折半し。中分(米水各二石。麴一石六斗より成れるもの)を等分して之を加へ。其翌晚に至り。再ひ復た一の大桶に移し。而して最後に懸留(米水各四石)を加へ。蓋を蔽ひ。靜置すれは二三日間盛んに泡釀すへし。此泡釀の止むを俟て。攪拌收冷すれは。先赤酒の醪成る。而して此間大約六七十日間を要す。醪搾するに當り。十五六時間前に灰(四斗五升)を投し。既に搾取したるは。密封して七日間靜置し。浮游せる灰分の沈降せるを待て。上清を傾瀉し。後二十日間を隔てゝ更に此法を反復す(滓引(オリヒキ)と言ふ)。此間時々其の味を嘗み。釀成佳なれは大約三十日間にして。他の桶に移し。滓引をなし。若し不佳なれは更に適宜の灰を投して(灰をとりもつと言ふ)。前法の如く處分するなり。如此して得る所の精酒は大凡十一石二升なりとす。

灰の沈渣は二十石內外の酒にて。最初の七日目は一斗四五升。二十日目は五升許。次には二升乃至三升とす。右の灰は欅。椿。柳。茶。梅等凡七種の灰を調和せるものなりと雖も秘法に屬し。從來其賣捌所は大阪に在りて。灰屋某々二家の專賣する所たり。明治十年頃迄は肥後の國人上下貴賤の別なく。一般赤酒を飲用せさる者なかりしか。爾來漸く減少し。今や其需用は主に中等以下に在り。其弊害の如きは別に清酒と大差あることなきも。其頭痛を來すことの顯著なるは。他酒に其の比を見さる所なりとあり。醫家にて赤酒と云ふは葡萄酒の事なり。

【屠蘇】屠蘇と白散は。正月の始供御に奉るといふ。內々行事に二袋紅の切にて五寸ほどに鱗形にして柳の枝に絲にてつくるとぞ」また和漢三才圖會云。造法用二赤木桂心(各七錢半)。防風(一兩)。菝葜。蜀椒。桔梗。大黃(各五錢七分)。烏頭(二錢半)。赤小豆二(十四枚)。以二三角絳囊一盛レ之。除夜懸二井底一。元旦取出置二酒中一煎數沸。舉家東向。從レ少至レ長次第飲レ之。藥滓還投二井中一。歲飲二此水一一世無レ病。醫林集要。月令廣義等所レ載。藥方有二少異一。近世所レ用白朮。桔梗。山椒。防風(各一錢)。肉桂(五分)。大黃(二分半)。小豆(十四枚)。韻語陽秋云。或問二薰勛一。屠蘇必取二幼飲一何也。曰少者得レ歲故先。老者失レ歲故後。天子元旦四方拜後有二御齒固之供一。而典藥頭獻二屠蘇酒及白散一。教下二藥子一先嘗試上レ之而奉二進之一。嵯峨天皇弘仁年中始行レ之。今至二士庶人一亦用レ之。所謂白散。白朮。桔梗。細辛(等分)散藥也。」右屠蘇は味淋酒にて出し用ふるを佳となす。正月の年禮客には必す屠蘇を饗す。今以て習俗を守る家にては屠蘇重詰肴を調製せり。さて屠の字を屠に作るは。年の始に服するものなれば。尸を忌みて戸冠に作るといふ。

右の外銘酒類は紀伊。伊勢の忍冬酒。美濃の養老酒。加賀並に肥後の菊酒。南部の霙酒。備後の本直(酒の惡くなりたるを蒸溜して作りたる者なり。故に直しと云)。及保命酒等人の知る所也。其外龍眼肉酒。枸杞酒。桑酒。紫蘇酒。覆盆子酒等枚擧に遑あらす。また鷄卵酒。菖蒲酒。生姜酒なと人々用ふる所なり。

【酒帘】酒ばやしといふ。造酒家の看板なり。和漢三才圖會に云。望子多束二杉葉一爲レ之。形如レ鼓。凡酒性喜レ杉。用二杉材一作二酒桶一。投二杉柹於酒中一之類亦然也。不二自釀一而沽レ酒家則出二看板一爲レ幟。」又瓦礫雜考に。酒家の軒に杉の葉束ねたるをつることは。杉の葉を酒にひたす事あり。又木香といひて。よき杉木の根を削りたるを酒の中に入ることもあり。又酒に用る器物みな杉にて造るものなれば。これらによりてかくする歟ともおもへど。猶よくおもふに杉の葉を酒にひたすとは。味變

サケ

りたるをなほさむとてするを也。又中品の酒は六七月の比。遠方に運送するには途中にて損する故に。木香をば入るゝ也。木香はよく酒の氣味を助けて。そこなはぬものなれど。上品の酒は變る事なければ用るに及ばす（至て下品の酒には蕃椒をも入るゝことあり）。さればもとより秘すへきことなるを。いかで家のめどろしにおもひよりて付始むべき。又器物に杉を用るは酢も醬油もおなし。酒にのみ限れるにあらす。按するに崇神紀に宇磨佐開瀰和云々とあり。厚顏抄に神に奉る酒をみわと云故に。味酒のみわとつゞけたりといへり。又三輪にしるしのすぎ。杉たてる門などよめる古歌多し。件の杉の葉はこれによりてうまき酒ありとのしるしにはしたるなるべしといへるは然るべし。杉ばやしも今は偶さか田舍の酒店にのみ遺りて。わづかに杉の葉を丸く束れたるを軒下に釣置なり。一休和尙か酒店に酒飮みて一睡せし時の歌に「極樂をいづこにありと思ひしに。酒葉立たる與茂作が門」（一に又六か門に作る）といへりし是なり。

【酒稅】造酒に稅を課する事已に久し。租稅志に云。上世酒に賦課するの事無し。三代實錄に云。元慶二年河內國旱飢す。御酒米六十五斛を貢進するに堪すと。又正倉院文書。大正稅帳に酒若干を擧く。皆田租中を以て之を處辨し。未た酒稅の事に與からす。然とも。式目新篇追加に云。酒役は往古より課する所也と。其鎌倉府以前已に之あるを知るへきなり。鎌倉府の時。酒は米穀を消耗するを以て數〻沽酒を禁せり。爾後稅法漸く密なり。元祿に至り酒價の一半を課し。幾ならすして之を廢す。元治元年改て一樽の後其造石に課し。百石の稅金三分。株金は百石に拾兩と爲す。元治元年改て一樽の冥加銀六匁と爲せり云々（建長年中より元治年間までの布達あれと。事繁けれは畧す）。慶應三年九月。德川慶喜達。下り地廻り兩酒問屋營業取締の爲め。去子年中株鑑札を付し。一樽に冥加銀六匁を上納せしめ來りしに。攝州灘目。伊丹。池田等の酒造屋酒代金を領收する時。問屋其冥加銀を收取して決算す。故に名は問屋の冥加にして。其實品主の出銀なり。以來品主より直上納せんとを大阪町奉行所に願出て。之を許可せり。此の如き名實齟齬の所行。嚴責すへき理なれとも。特に之を赦免し。曩に下付せし株鑑札を沒收す。右直上納の冥加銀は問屋を經て上納すへし。但下り酒問屋は冥加銀の外。口錢倉敷と稱し。賣價の六分を品主より收受し來り。二分を增し。合計八分を收取し。地廻り酒問屋は酒十駄に口錢藏敷金三分を受取り來りしに。舊例に由らす。多分の口錢を收取すと聞く。以後右增口錢等一切收取す可からす（以上租稅志）。皇政維新に及んで。德川氏の稅法に較修正を加へ。明治四年。始て免許稅醸造稅等を定む。爾後實際の經驗に隨ひ。改定修正して其收入も從て增加せり。夫れ民人の蕃庶なるに隨て。酒造營業の繁盛に赴くは。固より其の所なりとす。則ち之を管理するの法も。亦周密ならさるへからす。故に明治の盛世に及んでは。鑑札付與。石數檢査。犯則者處罰等の法規條目あるに至れり。然れとも今悉くこれを擧けす。現時最も緊要なるもの二三を擧く。

明治十三年九月二十七日布告。酒造稅則左の如く定め。同年十月一日より施行し。從前の酒類稅則は。同日より廢止し。此時より自家飮料の酒にも稅を課す。

凡そ酒類を製造して營業せんと欲する者は。管廳に願出て酒造場一箇所每に免許鑑札を受くへし。酒類を分ち左の三類とし。免許を受たる者は。總て之を製造するを得へし。一類醸造酒（淸酒。濁酒。其他醸造したるものを謂ふ）。二類蒸溜酒（燒酎其の他蒸溜したるものを謂ふ）。三類再製酒（銘酒。味醂。白酒等醸造蒸溜の酒類を調和し。又は之を元として製造したるものを謂ふ）。免許を受けたる者は。免許稅及ひ造石稅を納むへし。其額左の如し。酒造免許稅。酒造場一箇所金三拾圓。酒類造石稅。一類壹石金貳圓。二類壹石金三圓。三類壹石金四圓。免許は其年十月一日より翌年九月三十日までを以て一期とす。免許を請ふ者は每年九月三十日まで管廳に願出つへし。期日を過れは免許せす。免許稅は鑑札を受たる時之を納むへし。造石稅は左の三期に納むへし。第一期四月三十日限。十月一日より三月三十一日まで檢査濟石數に係る稅額の半數。第二期七月三十一日限。四月一日より六月三十日まで檢査濟石數に係る稅額の半數。第三期九月三十日限。七月一日より皆造檢査濟石數に係る稅額竝前納額の殘數。」造酒の石數は總て管廳に申出て檢査を受くへし。酒類は八月三十一日までに皆造すへし。自家用料又は造酒保存の料に充て製造する酒類と雖も。總て管廳の檢査を受け。その造石稅を納むへし。檢査未濟の酒類に檢查濟の酒類。又は古酒買入酒等を混和する者も。其造石稅は總石數を以て之を納むへし。檢査未濟の酒類を他の酒類に變製（一類の酒を二類に。二類を三類に製する類）するときは。造石稅は其變製したる酒類に就き之を納むへし。檢査濟の酒類を他の酒類に變製するときは。既に檢査濟の石數に係る造石稅を納め。更に變製の石數に就て造石稅を納むへし。但變製するときは管廳に申報して檢査を受くへし。皆造期限前に於て非常の損害に罹りたる酒類は即時管廳に申報して檢査を受くへし。檢査を受け再ひ酒類に製成するものは。其石數に應し造石稅を納むへし。其製成するを得さるもの及ひ廢棄したるものは其石數に係る造石稅を免除す。葡萄酒及び

麥酒の類を製造する者は免許税を納むべしと雖も。造石税は之を免除す。酒造營業者にあらずして自家飲料の爲め酒類を製造するものは一年壹石（各種製造するときは其總數を合算す）に超ゆへからす。若し壹石を超るときは總べて規則に從ふへし。

同十一月二十四日大藏省達。酒造場は倉庫の棟數と製酒の種類とを問はす。都て其一區域を以て一ヶ所とし。免許鑑札を授與すへし。免許鑑札は其年一期有効のものとす。故に總て免許を請ふ者は。最初授與したる鑑札を出させ。其裏面に該期の免許證印を捺し。之を授與すへし。造石税納期已前免許鑑札を賣買讓與し。又は廢業する者の檢査濟酒類に係る造石税は。其時之を完納せしむへし。營業中未製成の酒類（酒もとを除く）を販賣する者は。詳密檢査し。其石數に應し。類別に據り課すへし。免許鑑札を賣買讓與し。又は廢業のとき。未製成の酒類（酒もとを除く）を其營業者にあらざる者に賣るときは。其酒類に係る造石税は其の時之を完納せしむべし。

同二十三年七月八日。法律第四十九號を以て左の通公布せらる。

明治十三年（九月）。第四十號布告。酒造税則中改正し。明治二十三年十月一日より施行す。云く。左に揭くる事項の一に當る者は納税保證の爲管廳に於て相當と認むる所の保證物を差出すか若は資産を有する保證人を立つるにあらされは。前項の免許を與へさるへし。一。處罰を受け。滿三年を經過せさる者。二。酒類造石税の滯納處分を受け。滿三年を經過せさる者。三。所有不動産の價額造石税四分の一に滿たさる者。保證物の種類及保證人に要する條件は大藏大臣之を定む。」造石税は左の四期に納むへし。第一期四月十五日限。十月一日より一月三十一日迄檢査濟石數に係る税額の半數。第二期八月十五日限。二月一日より五月三十一日迄檢査濟石數に係る税額の半數。第三期十一月十五日限。六月一日より九月三十日迄檢査濟石數に係る税額の全數竝に第一期。第二期に係る。殘納額の半數。第四期一月十五日限。前納額の殘數。」營業免許後不動産を賣渡及抵當とし其現在する價額造石税四分の一に滿たさる場合に於ては。更に保證物を差出すか。若は保證人を立てしむへし。前項の保證物を差出さす。若は保證人を立てさる時は。納期に拘はらす檢査濟酒類に係る造石税を納めしむへし。」檢査濟酒類納税以前に於て腐敗し。若は天災其他避くへからさる事故に依り。廢棄に屬したるときは。直に管廳に申出て檢査を受け。其造石税の免除を請ふことを得。」前條檢査の上再ひ酒類に製成する者は其石數に應し造石税を納むへし。

明治二十九年三月。法律第二十八號及三十一年法律第二十三號を以て酒造税法を改正す。云。第一種即ち清酒。濁酒。白酒。味醂の税。一石金十二圓とし。第二種即ち燒酎。酒精の税一石金十三圓とす。」攝氏驗温器十五度の時に於て。原容量百分中。酒精の容量第一種に在ては二十。第二種に在ては五十を超過する時は。百分の一を增す每に。前項の金額に一圓を加ふ。」酒造年度は十一月一日より翌年九月三十日までとし。其の間清酒は百石。濁酒は五十石。燒酎。酒精は五石以上を製造する者に非れは。免許を與へず。但し清酒又は濁酒制限石數以上を製造する者には。他の酒類に關する制限を適用せず。」酒造者は納税保證として。一酒造年度見込造石數一石に付金四圓の割合を以て。保證品を提供せしむ。但相當の保證人を立たる時又は税額に相當する酒類を保存する時は此限にあらず。」其他大概前令と異ることなし。

明治三十四年三月。法律第七號を以て。酒造税法を改正し。同日第十二號を以て麥酒税（ビール參看）を制定し。酒税は釀造の節仕込高に依らず。之れを製造して釀造場以外へ移すとき。始めて之れに課税す。其の率〇第一種（酒精分二十度以下の清酒。濁酒。白酒。味醂。及び甘藷を原料として製造したる燒酎にして酒精分三十度以下なるもの）。一石に付金十五圓。」〇第二種（酒精分四十五度以下の燒酎）。一石に付金十六圓。」〇第三種（酒精分二十度を超ゆる清酒。濁酒。白酒。味醂及酒精分四十五度を超ゆる燒酎）。一石に付酒精分一度每に金七十五錢とす。但。明治三十四年三月三十日。法律第十號を以て。酒類を外國に輸出する時は。稅關の證明を得て其の石税に對する金額を政府より拂戻さるゝなり。

【洋酒】明治維新後。外國より種々の酒類を輸入せり。即ち。麥酒（參看）。葡萄酒（參看）。シヤンパン。ウヰスキー。ブランデー。シエリー。支那酒。ヴエルモツツ。ポルト（一名スタウト）。杜松子酒。リキユール。ラム等なり。ラムの如きも。明治三十二年。日本精糖會社にて作ることとなり。今はシヤンパン。ウヰスキーの外は内地にて製造することを得るなり（ビールを見よ）。

【酒精及含有飲料税】酒精税は初め酒造法中に規定せられありしも。明治三十四年三月。法律第八號にて。酒類及酒精含有飲料税法を制定され。初めて其比重を定め。純酒精とは攝氏驗温器十五度の時に於て。〇、七九四七の比重を有するものとし。他の酒類と税率を區別せり。但醫藥用。工業用酒精の税は同月法律第十一號を以て其消費者の要求に依り。政府より其の石高に對する戻り税を下附さるゝこととなれ

り。又酒精含有飲料は。明治二十九年三月。法律第三十號を以て初めて混成酒税法を發布せられ。一。酒精と他の物品とを混和して一種の飲料酒類となしたるもの。二。二種以上の飲料酒類を混和して一種の飲料酒類となしたるもの。三。一種又は二種以上の飲料酒類と他の物品を混和して一種の飲料酒類となしたるもの。四。飲料酒類に酒精若は燒酎と水を混和したるものとし。混成酒を製造する者には。其の造石數一石に付金六圓の割合を以て造石税を課することとしたるが。明治三十四年三月。法律第八號を以て。前令を廢し。酒精含有飲料税を規定す。其造石税は一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇每に金七十五錢の割合を以て其石數に應じて造石税を課す。但し一石に付金十六圓の割合を下ることを得すとせり。

サケ　鮭。鮏と書くが本字なりと云ふ。北海の名産にして。其蕃殖極めて夥しく。其需用も隨て多し。之を乾鮭。鹽引。えぶし鮭等に製す。生鮭の如きは尤も佳味なれとも。鹽引は一般日常の食用に供せり。近來運送の便なるより。隨て鹽引の販路一層盛にして。全國達せさる所なし。越後國村上の産あり。肉白くして味も亦美なり。和訓栞に云。和名抄に食經を引り。又た俗用鮭字非也といへり。或は年魚とも書せり。又過臘魚也といへり。朝鮮には鰱魚といふ。東醫寶鑑に委し。裂(サケ)の義。その肉片々裂やすしといへり。」延喜主計式に。越後國より鮭。同内膳式に。越前。丹波。因幡より生鮭。信濃。越後より楚割。鮭。越前。越後より鮭の子。越後。越前。丹波。備前より鮏氷頭。越後。越前。丹後より鮏背腸を進む。」からざけは。徒然草に見えたり。東大寺の聖寶の賀茂の祭日に。乾鮭を太刀にはき。牝牛にのりて一條の大路を渡るといふ事あれは。是もいとふるし。蝦夷國の産物なり。」また言海に。東北の海に産す。河海の間にありて。秋河に溯りて子を生む。鱒に似て圓くして肥え。大なるは二三尺。鱗細かく色赤青くして腹薄白し。肉赤くして細刺あり。脂多くして厚美なり。多く鹽引又たは乾鮭として遠きに送る。子をすぢこといふ云々といへり。」貞丈雜記云。【鮭楚割】と書て。さけのすわやりとよむ也。文治六年十月十三日。遠江國菊川宿にて。佐々木三郎盛綱鮭楚割を食して味よろしかりければ。それに小刀をそへて。子息小童をいて賴朝卿の御宿に送り進らす。其折敷に御筆にて「待えたる人の心のすわやりの。わりなくみゆるこゝろさし哉」と書て。折敷を返し給ひし由東鑑にみえたり。鮭のすわやりを。一説に鮭の鹽引の事也と云は如何なり。鹽ひきは鹽引と書記にあり。すわやりは楚割と割の字付たれば。鮭をわりたるなるべし。小刀をそへて進たる由あれば。削て食ふ物なるべし。今も奥州の南部より鮭のひらきと云物出る也。鮭をわりひらきて乾したる物也。鹽引よりは大にかたき物也。小刀にて削りても食るゝ物なり。すわやりは此鮭のひらきの類なるべし。」又鮭にかぎりて一尺二尺と云にあらず。大草殿相傳聞書に。鱈一しやくとあり。一尺二尺と云ふはれつまびらかならず。一尺以上の魚の大なるを一尺二尺といふ歟。又云。鮭を一尺二尺と云は。一隻の音をかりて云なるべしと云説あり。隻の字はかたゝ〻とよむ字にて。一隻といふは一つの事也。鮭にかぎりて一隻といふわけもなし。何にても一つの事をば一隻といふべき事なれは。此説も用がたし。按するに。前にも記す如く。大草流の書には。鱈をも一尺といへり。鮭も鱈も奥州より出る魚也。かの國の詞にて。すべて魚を一尺二尺といひ習はして。鮭鱈を他國へ送るにも。一尺二尺といひてつかはしたる故。他國にても其詞をうけて一尺二尺といひ習したるなるべし。本は昔奥州の國詞より出し事なるべし。」按するに。一尺二尺といふは方言より出たるには非らざるへし。雜記の頭書に殿中日々記(十二月五日)を引て。奉公山田ぶり一尺云々。奉公山田とは奉行方を奉公衆と云。山田は氏也。應仁別記に云。雜掌船に鮓と云ふ魚一尺計なるが飛入けり。疎忽なる者取て海へ投入ければ。暫ありて鱸一尺飛入ぬ云々。是を見れは鮭鱈にも限らず一尺と云ふなりさいへり。」この考のごとく。魚類の數を示す稱呼と知るべし。

サゲヲ　下緒。(タウケムを見よ)

サコウジヤウヰ　鎖港攘夷。(クワイカウを見よ)

ザコバ　雜魚場。(イチバを見よ)

ササバタキ　笹叩き?(兜咀?禁厭?)

ササラスリ　簓摺。(ハチタヽキを見よ)

ザジ　座次。(セキジユムを見よ)

サジキ　棧敷。(サズキを見よ)

ザシキ　座敷。(シヨヰムを見よ)

サシヌキ　奴袴。指貫の袴は。狩衣。衣冠。直衣の下にはく袴なり。裝束要領抄に云。奴袴(或用指貫字)。いにしへは夏は生。冬は練なり。公卿並聽禁色之人は文あり(浮織物。固織物。紫。淺黄。隨二年齡一)。不レ聽二禁色一殿上人は無文紫薄色(たてむらさき。白の緯をもつてこれを織)。或は紫薄色平絹(染色也。是を附色共いふ)。裏はいつれも同し色の平絹なり。夏冬ともに被レ用レ之。又地下は不レ論二老若一。無文淺黄(たて淺黄。ぬき白の緯をもつて是を織)。或は淺黄平絹(附色)多く着用す。又

於二武家諸大夫一は淺黃の平絹。侍從。少將。中將は無文織色の淺黃(たて淺黃。ぬき白)を着用せられて紫の指貫は輙用ひられさりしを。近頃蕃客來聘の時より御沙汰ありて。五位諸大夫は無文淺黃指貫。四位諸大夫紫。侍從。少將。中將は。皆薄色のさしぬき着用の由なり。織色染色は上に同し。裝束圖式に云。奴袴(指貫とも)。主上は窠。霰。雲立涌。仙洞は八葉菊。雲立涌。鳥襷等。禁色を聽たる人。少年は紫二倍織物。文龜甲に浮線綾。壯年は鳥襷。色は紫文緯の絲にて付る。又は薄色或は藤丸の織物を用ゆ。浮織。固織は年齡官位によりて是を用ゆ。中年以後薄色の綾文。藤丸色の淺深。年齡次第に薄成也。至極の老者は白き練の指貫也。非色の人紫の緯白。無文地下は縹平絹也。」四季草に云。狩衣の下には。奴袴を着するなり。本は鷹飼の着る物にて。野山をわけ入るに裾の括りを高く上げて。臑をあらはすべき爲にすそぐゝりあり。括を上るは下部の者の體なり。されば奴袴といふなり。是も本は布絹などにて縫し物なり。和名抄に。奴袴(サシヌキノハカマ)。佐師奴枳乃波賀萬。又漢語抄に。絹狩袴(カリバカマ)。或云。岐奴(キヌ)乃加利八加萬とあり。奴袴を狩袴といふも。狩衣に具して。鷹狩の時にはく袴なればなり。武家にて狩衣の時はく奴袴は。淺黃の平絹なり(平絹は俗に云ふ羽二重なり)。公卿殿上人などは其所々替りあり。此の袴をさしぬきのはかまといふ事は。袴のすそに狩衣の袖ぐゝりの如く。組緒をさしぬきて通すゆゑなり。是をさしぬきぐゝりといふ。今はすそを袋縫にして。緒を其袋縫の中にこめて通すなり。是をこめぐゝりといふ。今世は普くこめぐゝりを用ゆ。此事野宮宰相定基卿の。新井君美に答給ひし書に見えたり。」また貞丈雜記に云。狩衣の時着る袴は。さしぬきと云袴也。色は淺黃なり。腰に上ざしあり。すそにくゝり緒あり。くゝり袴なり。地は平絹無文なり。公家には織物を用らる。武家にはもんがらなきを用ゆ。くゝり緒は白き組緒也。指貫の袴を狩袴とも云。狩衣の下に着べき袴なるゆゑ。狩袴と云。是又布の括袴也。すそにくゝり緒をさし貫きてある故に。さしぬきの袴と云也。和名抄に奴袴(佐師奴枳乃波賀萬)。漢語抄に云ふ。絹狩袴(或云。岐奴乃加利八加萬)と見えたり。奴袴のよみを知らぬ人ぬばかまとよむは誤り也。ぬばかまといふ名目はなき事也。さしぬきに奴袴と書事は。奴は奴僕とて賤きめしつかひ者也。すそを高くくゝり上げて奴僕の走り廻りに便り宜き故。奴僕の着すべき袴といふ心なり。是も後には公卿の服に成て。綾織物等を用る事になれり。」青標紙に。刺貫。奴袴といふ。又指子とも云。京都にては。八幅にして。前後同しひだにす。武家にては。前四幅。後二幅にして。後のひだを畧す。又羽二重を用ゆべきを。小柳と稱し織物を用ふれども不苦。四品にては紫用ひられず。淺黃なり。有德院樣御代。正德年中の例に。紫を免されたるが。享保に至り。元の如く許されず。文化年中。土州侯四品にて紫を用ひられたるが。內々御沙汰有之處。薄色のよし答候て濟たりと見えたり。

奴袴

紋窠霰　主上着御給也

【指袴(サシコ)】和漢三才圖會云。似二奴袴一而不レ括レ裔。如二尋常半袴一。蓋此奴袴之省略也。內裏背不レ用レ之。院御所方人用レ之亦有。」また貞丈雜記に。指子と云ふは平絹の指貫也。さしことは。指貫の小袴と云事なり。今世有文なるを指貫といひ。無文なるをば指子と云て差別を立る也。本は一つ也。有文とは紋からあるを云。無文とは無地なるを云也」と見えたり。

サシヒカヘ　差控。(ケイバツ。キムコ。キムシムを見よ)

サシミ　刺身は。生魚の調理法にして。酒肴の第一となす。其の魚類はまぐろ。松魚。鯛。ひらめを常とす。西京地方は刺身を作り身といへり。和訓栞に云。さしみは魚軒也。刺身の義也。身は肉を云。雪のさしみは鯛をあつゆもて色をとりつくりたるをいふと。大諸禮に見えたり。」又貞丈雜記に云。さしみにすたて。すもたせと云事有。すたてと云は。うすみを云なり(うすみとは。魚のはらのみの薄きところ也)。すもたせと云は。中骨を切て置。喰ふ時はすたてを箸にてはさみ。醋に鹽をかきまぜて。それをすもたせの上において。此すたてすもたせをば喰べからず。是れ

なくひたらんは恥なるべし。鯉のさしみ。鱸のさしみにもっすたてすもたせをもる也。」うちみと云は。さしみの事也。條々聞書蜷川記に。うちみさもさしみさもあり。鯉のあつゝくりとて。あつさ五分ほど。長さ四五寸。はゞ三寸ほとなり。五切立並べもろ醋をかわらけに入て。そへて出すなり。男には左のひれ。女には右のひれを盛る也。橘皮花鹽箸の臺有べし。」魚のさしみのそばに。右の角の方に。魚のみを五分許に四角に切て置く物也。それを箸にてはさみて醋に鹽をかきませる爲也。其五分許に切たるをば食はぬ物なり。くふためにしたる物にあらす。此事北上記にみえたり(枕さて。刺身を皿に盛る時。其の下に置く者とは異り)。」ふかのさしみとは。鮫の魚のさしみなり。」雁木盛とは鰐(フカ)のさしみなり。からし醋かけて出す也(以上雜記)。右は近世饗膳に調せし料理法なるべし。今時は大かた生醤(又は醋みそ)にて用ふるを常とす。雜記にいへる鮫のさしみは。古く珍重せしものにや。今時は饗膳なとに鮫を用ふるとはなし。其刺身は猶更下流の食用なり。且食しかたも鮫のさしみは酢味噌にて用ふるなり。刺身にはつまを附す。香料の部を參看すべし。肉白き魚は洗ひさて夏季の調理には。刺身にしたるを冷水にて洗ひて供す。刺身の一種なり。共に夏季の間は。下に硝子の簾を敷きて之を盛る。肉より洮出る液を絞る爲なり。伊豆の下田にては美しき礫を以て簾に代へたり。古代の法にてもあるにや。

サシモノ 指物は。近古の武具にして。名譽の目印なり。旗又は其他の品を用ひ。鎧の背受筒の中へさし込むなり。和訓栞に云。さしもの。鎧の指物は天正以前は見えす。もと馬印によれり(參看)。又宮川舍漫筆に。むかしは只身分相應に武具馬具を持。互に武を磨き合しなり。予親しくなせし目賀田氏は。高六百石を領し給ふ。先祖關ヶ原御陣に用ひ給ひし差物。今に持傳給ふを見しに。其の品は紅絹(モミ)一幅。竪二尺七八寸位にて。中へ白木綿にておのれが名を。目賀田何某と自身切拔しを縫付。其乳は金紙にて透間なくはり付て用ひ給ふ。是其時分はおの／＼此位のものなるべし。今時僅百俵位のものとても。簡樸なる品を用ん哉。これらにても昔を思へば。いさ暮し能かるべしと思はるゝのみとあり。また一話一言に。甲陽軍鑑を抄錄して云。晴信公軍中にて御使の衆十二人は。むかでの指物しないなり。白地には黑にてかき。黑地には朱にて書き。黑地に金にても。青地に金にても。面々覺悟次第。此十二人はいくさの時の御使衆也(第二十九品)。加藤駿河守の子他名になり。初鹿傳右衞門差物に香車(キヤシヤ)さ云字を書たるに。信玄公御無興なされ候(第三十五品)。氏康公くしま上總守に。相州玉縄の城を被下。北條左衞門大夫になさるゝ。彼左衞門大夫武道のために八幡の緣日潔齋する故か。武功の譽度々においてあり。既に指物は。きれりの四方に。八幡大菩薩とかきて。氏康公の先をいたす。氏康河越夜軍の御手柄も。此左衞門大夫の河越の城にこもりゐて。管領公八萬あまりの人數を引請。城をおとされざる故。氏康公利運になる。さるに付北條左衞門大夫を關八州にて黃八幡と申也云々(第三十六品)。勝賴公は。紺紙金泥の法華經の母衣を被成差物にして(第三十八品)。此矢島久左衞門は。蓑輪落城の時長野衆なるが。白き練をもつてわつこの　梯(ノボリヘシ)を差物にして(第三十七品)。以上は一話一言。差物引證の爲め甲陽軍鑑を抄錄せしものなれば。讀者其の文義の接續せさるをあやしむこと勿れ。又德川氏の時。五奉行(大目附。目附。作事奉行。普請奉行。使番)の差物は赤幌又は白地の四半に「五」の字を記し。其下に自身の紋章を付したるを用ふ。小姓組一番より六番まで。西丸一番より四番。御附一番より二番までは横に六條の各色を以て組立たる長方形の布旗を用ふ。書院番一より六。西丸一より四。御附一二番は各色の幌。新御番一より六。西丸一二は各色の吹流し。大番一より十二番は各自の紋ある長方形の旗。小十人一より七。及西丸一より四。及御附一二番は各自の紋ある四半の旗を用ふ。此圖殿居袋に出せり。

ザス 座主。(ソウクワムを見よ)

サズキ 假庪。和事始に。假庪は。素盞嗚尊の創造に係れるものなるへしさいへり。近代は能樂。相撲。演劇等。其の他群集の場處には。必す假庪を構へて衆庶の觀場に供せり。和訓栞に。今棧敷と書すは非なりといへり。又工藝志料に。假庪は太古よりあり。假に構へ立つるの閣なり。素盞嗚尊出雲に在て。土人足名椎(アシナツチ)。手名椎(テナツチ)に命じて假庪を造らしむることあり。」神功皇后攝政元年。麛坂(カゴサカノ)皇子。忍熊(オシクマノ)皇子。攝津の菟餓野(トガヌ)に假庪を造り。而して猟す。二皇子これに登りて獵場を望む。」雄略天皇二年。天皇石河楯と百濟池津媛さ姦するを怒て。二人を假庪の上に置て焚殺す。(上古の假庪の形狀。是等の文に據て以て其の大略を知るべし)。」寛正五年。觀世音阿彌。京師の糺河原に劇場を開き以て猿樂を演す。僧善成これを勸進し。盛に假庪を構立す。本邦に於て假庪の壯大なる者此に始まる。是より先き。京師及諸國の人祭祀の群行を觀。或は非常の壯觀あれは假庪を構立して以て觀場と爲す。而れども其壯大なる此の如きは未だこれ有らさる也。是より後。猿樂。田樂等の場を開けば。盛に假庪を構ふ。」寛永元年。力士明石志賀之助。仁王仁太輔といふ者あり。其徒を集め。江戸四谷鹽町に於て始て相撲を興行し。盛に假庪を構へて廣く觀客を勸進

す。是を勸進相撲といふ。勸進とは蓋し僧家募緣の義より出たるなり。是より後ち猿樂。歌舞伎。相撲等衆を勸進する者は。必盛に假庭を構ふ。而後歌舞伎の假庭に至ては。或は之を假に構立せすして永年に備ふる者あり。今に至て仍然り」と云へり。

サスマタ　長脚鑽。警護上に使用する武器なり。德川幕府の頃ろは。重に見附。門番。自身番其他番所等に備へ付ありて。狼藉者を召捕るに用ふ。鐵杷。狼牙棒等も亦同種類に屬す。和漢三才圖會に云。有二長脚鑽。鐵杷。狼牙棒之圖一。曰。植二釘於上一如二狼牙一者。名二狼牙棒一。又無レ刃而鉤者曰二鐵抓一。按。長脚鑽有レ叉可二以挾一レ敵。曰二刺叉一。形似二琴柱一。故名二古止之一。鐵杷。今云銑棒也。鐵抓今云熊手。狼牙棒。今云鋏棒也。以上關人。門番必用レ之。不二強傷一拎捕。以二徽索一可レ虜。

鐵杷

サスマタ

狼牙棒

サダイシ　左大史。(ダジヤウクワムを見よ)

サダイジム　左大臣。(ダジヤウクワムを見よ)

サタウ　砂糖は。もと舶載物にして。本邦古來製糖の術開けす。僅かに外品を仰くのみ。是れもとより一般の需用に供するに足らす。故に往古は菓子なとにも砂糖を用ひす。甘藁汁又は柿皮等を用ひたり。天文。永祿年間海外交通の道漸く開けしより。當時砂糖も貿易の一物となりしならむ。慶長。元和に至りては。漸く商舶の往來頻繁にして。其の輸入亦昔日に倍せしなるへし。然れとも當時未た製糖の術精しからす。依然外品にこれ由るもの丶如し。享保年間將軍德川吉宗。輸入の不利なるを悟り。諸國に令して製糖の術を攻究せしめしより。事業家翟出遂に製糖の良結果を得るに至れり。爾後製造の法益〻精しく。殊に四國。九州等より產出の如きは。其品質殆と外品に優れりと云。是に至り本邦始めて外品を待たさるも。鈌乏を覺えさるに至れり。而して明治維新に至り又西洋品の輸入あり。是其需用益〻多く今日の如きは必需の物たるを以て。勢亦其輸入を要せさるを得さるに至りしなり。今左に製糖の由來を示さむ。貞丈雜記云。砂糖は古は今の如く多くはなかりしなり。酱記にさたうやうかんとあるも。砂糖を入て調たるやうかん珍しき故如此いふなるへし。常の羊羹はさたうを不レ入なるべし。いにしへ砂糖なき時代すべて菓子類は。あまづらと云ものにてあまみを付たる也。今は異國より砂糖多く渡ゆゑ。世に澤山なり。」また嬉遊笑覽云。砂糖は下學集また林氏節用集に載たれば。その頃には異國よりわたりも多くなりしにや。されごさたうを用ひざるもの多かり。庭訓に羊羹と砂糖羊羹と二種出たり。唯羊羹は砂糖は入らざる也。饅頭も職人盡に。てうざいの詞に。さたう饅頭。さいまんぢうと有り。又饅頭賣が歌に「賣つくすたいたう餅やまんぢうの。聲ほのかなる夕月夜哉」と。饅頭二度出たり。おもふに調菜のかたは。むれと菜饅頭を作る料理菓子にて。常の饅頭とは異なるべし。」また勸業雜誌云。凡物產工業の起るや。其初め必ず政府の保護と先覺者。若くは有力者の奬勵に出でざるとなし。之を中外に考へ古今に徵するに。其例一々枚擧に遑あらず。近くは佛帝拿破崙が蒜菜糖に向て。非常の奬勵を加へたるが如き是也。初め蒜菜糖の試驗成るや。帝は直に駕を枉て製造場に到れり。時に主人出て丶外に在り。途上帝が臨幸のとを聞き大に驚き歸り來れば。護衛兵は製造場の門前を固めて容易に出入を許さず。主人百方辯解して然る後場內に入るとを得たり。斯くて帝は主人を召び。其肩に掛けたる勳章を執り之を與へ。口を極めて激賞せしかば。主人の榮譽は面目に溢れ。其儘地に伏して泣きたりと。此時に當りて拿翁の威力全歐を壓したれば。其一顰一笑人をして感動せしめたりしと果して如何ぞや。此事史家の相傳へて美談とする所なり。即今歐洲諸國盛に蒜菜糖を產出し。其勢殆んご甘蔗糖と頡頏するに至るもの。蓋し又偶然にあらず。本邦原と砂糖なし。孝謙帝の天平勝寶の頃。鑑眞和尙(唐土楊州の僧にして。淳于髡の後なり)始めて砂糖を携へて本邦に來れり。南都東大寺なる獻物帳に。砂糖二斤十二兩とあり。是れ砂糖舶來の始めなり。然れどもこれは貢品にして貿易品にあらず(上代は千歲藁の煎汁を以て。甘味を調へしなり)。其後六百年間砂糖なし。鎌倉時代は柹霜を以て砂糖に代用せしこと古書に見ゆ。永祿以後足利氏の末に至りて。海外互市漸く開け。彼此の商舶

往來絶えず。慶長。元和の頃尤も盛んなり。即ち京都の茶屋。角の倉。泉州の唐金屋。長崎の末次。筑前の伊藤など云へる豪商は。皆謂ゆる御朱印船を有し。臺灣。厦門。交趾。暹羅。呂宋。阿瑪港。柬埔塞等に航海せり。砂糖の貿易品と爲り我國に輸入せしは。蓋し此間に在るべし。然れども初めは藥用を主とし。否らざるも亦極めて珍貴の一品たれば。貴族豪富の外之を用ゆること能はざりき。製糖法の本邦に傳はりしは慶長年間とす。即ち大島字檢方の人直川智曾て琉球に渡航の際。颶風に遭ふて支那の或る地方へ吹流されたり。氏は艱難の間にあり製糖法を見覺へて。其の翌年竊に蔗苗を携へて大島に歸り。始めて之を大和濱方に植ゑぬ。是より大島諸島に弘まれり。是本邦製糖の始めなり。又元和九年琉球の儀間親方廳平衡家人を使船に附して。支那の閩州に遣り製糖法を學はしむ。家人其法を得て還り。遂に國內に遍し。琉球原より甘蔗を產せりと雖も。砂糖を製するヿ玆に始まると云ふ(琉球史。沖繩志)。世の昇平に屬するに從ひ需用漸く起り。元祿の頃は年々四百二三十萬斤の輸入あり。筑前國宮崎安貞は本邦農學家の鼻祖なるか。早くも外國輸入砂糖の國家に不利たるを察し。其著書農業全書甘蔗の部に左の卓論を揭げたり。此物暖國に育つもの也。近來薩摩には琉球より傳へて植るとかや。之を諸國に廣く作るヿは國郡の主にあらずんば速に行はれ難かるべし。庶人の力には及び難からん云々。徳川將軍吉宗思へらく砂糖は今や日用闕く可らざるものなれば。唐土より來るを待たで。我國の產をこそ用ふ可れとて。栽培法を普く諸國に尋ねられたり(因に云。佛蘭西の孟德斯鳩が萬法精理の第二十編第九回に。日本人は支那。和蘭の二國を除くの外。更に自餘の國民に互市通商を許さゞるが故に。支那人は砂糖を鬻きて十倍の利を網し。又之れに換へたる物品より。再び十倍の利を得る云々。支那輸入糖の我國に一大不利たるヿ。孟氏既に之を論せり)。此時長崎に寄寓せる厦門の船頭李大衡と云へるに命して。砂糖を製する法を書き出さしめ。游龍順內。官梅三十郎。清川永左衞門(並に唐通事)抔。之を日本文に譯したり。是享保十一年のことなり。翌年は薩摩の人落合孫右衞門と云へる者を召し。又同時に蔗苗を琉球より取寄せ。濵及ひ吹上の園中にて之を試作せしめたり。小納戶中島內匠頭政房其支配を命せられ。園吏岡田丈助專ら製法を掌さどれり。又た將軍は小姓役磯野丹波守政武に命して蔗汁の良否。煑方火加減等種々試みしめたり。百方經驗の餘遂に黑糖十四貫五百目(九斤〇六二)を製しぬ。當時の實事を記したる仰高錄に。初めは蔗汁多き樣にても砂糖になる所少く。其間の失墜多し。然れども是物の初なり。猶ほ後世發明して失墜これなく。國益に相成り。渡りにも違はぬ砂糖出來すべし。其節は此御賢慮の程を仰がず。思慮なくして却て昔を嘲り。私の賢き樣に言ひ誇るなるべしと書き置けるは。卓識ある記者の筆と云ふべし。此時甘蔗を武藏葛飾郡砂村新田。橘樹郡大師河原等へ移し。又駿河。長崎へも分ちたり。大師河原の名主太郞左衞門は。纔に六株の苗を得て之を培養し。三十餘年を經て始めて白黑二品の砂糖を製せり。此子孫今猶甘蔗を作る。蓋し當時の遺苗なり。又安永。天明の頃。蔗苗を左の諸國に分ちたり。下總。常陸。下野。甲州。駿河。京。大阪。此の如く頻りに甘蔗の蕃殖に盡力せしかとも。惜らくは氣候の寒暖と土質の如何に關するの理を知らざる故に。此等の地方は程なく種も絶え果てたり(但今紀州。讃州。駿州。遠州にある蔗は。當時の遺苗なり)。此時に當り砂糖を製する者は。一も其の目的を遂するこﾄ能はずして。往々產を破り業を失ふに至れり。故に「甘蔗作るなら薦から作れ」の里謠あり。然れども此艱難の時代に於て。先覺者の前後輩出する者其人に乏しからず。本草家には田村元雄の如きあり。後藤梨春の如きあり。木村喜之。平賀源內の如きあり。永富獨嘯庵兄弟(賴山陽が小田某を送るの文に。長門獨嘯庵以豪傑之資隱于醫と)は長門に起り。安田某は紀州に起り。各々非常の精神を以て之を研究し。一時皆良品を製せり。然れとも大に改良進步せしは讃岐より始まる。讃岐國たる水に乏しく。每年旱害を免れず。高松藩主松平氏(穆公と諡す)。夙に意を製糖に注ぎ。其侍醫池田玄丈に命じて。百方之れを試驗せしむと雖も竟に成らず。然れども猶其志を失はず。玆に池田の門人に向山周慶なる者あり。忍耐過絶を以て稱せらる。玄丈終りに臨み周慶を召び。之に遺囑して曰く。製糖の事汝が生涯心掛け。我が君の本懷を遂すべし。是即ち我が志なり。汝ぢ必す此遺托を虛ふするヿ勿れと。周慶大に感激し後薩摩の人を得て相倶に之を研究し。竟に製糖法を改良せり。天保年間に至り藩主又更に方法を設けて。大に製糖家を保護せり。是より其業駸々として進步し。獨り讃岐のみならず各地皆な製糖の面目を一變せり。又大島諸島の砂糖は鹿兒島藩にて之を管理し。實に一大富源たりき。故に維新前迄兩國產出の盛んなる。殆んと舶來糖を壓するに至れり。是皆先覺者の賜にあらざるヿなし。之を要するに將軍の遠謀ありて。又保護奬勵其の宜しきを得るにあらざれば。安んぞ今日あるを致んや。而して宮崎氏の識も亦高い哉(以上明治十五年十月日々新聞より抄す)又【蘆栗】はさたうもろこしと云。明治の初め支那より輸入せり。按するに。寶曆年間。德川幕府甘蔗の苗を諸國に頒つて之を植ゑ。以て製糖に從事せしむ。然れとも未た良結果

サタウ

を得す。當時永富鳳と云人あり。崎陽の人長殷が清人より製糖の術を得ると聞き。兄某さ往て其術を受け。鳳遂に尾張に至り。其藩主に說て製糖せしに。其品質精良にして精製にも優れり。是より外品の輸入益〻減せりと云。武江年表。明和五年の條に。三月大師河原村百姓太郎左衛門。砂糖を製し弘む（製法傳授を受る者多し。紀州名所圖會にいつの頃よりか。紀州府城の西湊雜賀屋町なる雜賀屋何某製法を傳へて。始て在田郡小豆島村の田畑に甘蔗をうゑてこれを製しける。今諸國に製するもの彼が傳を受ざる者なしといへり。製法の事平賀鳩溪の物類品隲にいへり。この時代まで砂糖に限り舶來の物とのみ心得たりしよし塵塚談にいへり。今は一般に和製の物行る）といへり。さて古昔砂糖なき時は千歲藟（アマヅラ）を製し。甘味を調せしよしなり。

【砂糖の等級】一品。二品。三品。白砂糖。黑砂糖。玉砂糖あり。白砂糖は赤糖なり。

【氷砂糖】菓子の一種なり。砂糖を結晶せしめしもの。

【砂糖蜜】砂糖にて製せし氷蜜なとをいふ。蜂蜜に分ちていふ稱なり。黑砂糖の解け流れたるものをもいふ。

【砂糖漬】天門冬。佛手柑。柚子。生姜なさを砂糖に漬たる菓子をいふ。

明治三十四年三月法律第十三號を以て。砂糖消費稅を定め。同十月一日より施行す。其稅率は。第一種。砂糖色相和蘭標本第八號未滿の砂糖及糖蜜百斤に付金一圓。第二種。同第八號以上第十五號未滿の砂糖同一圓六十錢。第三種。同第十五號以上第二十號以下の砂糖及糖水。同二圓二十錢。第四種。同第二十號を超ゆる砂糖及氷砂糖。同二圓八十錢とし。內地消費の見込を以て。製造場。稅關又は保稅倉庫より引取る時。該稅を課す。但擔保を納むる者は其の猶豫を得べし。砂糖。糖蜜及糖水を製造する者及營業する者は政府へ申告せしむ。

サダウ　茶道。（チヤノユを見よ）

サダウ　茶道。（ドウボウを見よ）

ザツエウ　雜徭。（ブヤク。クワヤクを見よ）

ザツクワゼイ　雜課稅。（ソゼイを見よ）

ザツゲイ　雜藝。（フウゾクガクを見よ）

ザツシ　雜誌。（シムブムシを見よ）

サツジムザイ　殺人罪（毆打殺傷）。人命に關する罪は。凡百の犯罪中。最も惡虐の極にして。必ず死以上の刑に處斷せるは。上古以來の通法なり。始て成文法を置かれしは。文武天皇の御宇にして。其據る所は專ら唐律に摸倣したるも其全文は傳らず。因て法曹至要鈔に出たる律文を左に抄す。

【故殺事】鬪訟律云。故二殺人一者斬。疏云。非レ因二鬪爭一無レ事而殺。是名二故殺一。

【謀殺事】賊盜律云。謀レ殺レ人者徒二年。已傷者近流。已殺者斬。從而加レ功者加二役流一。不レ加レ功者近流。造意者雖レ不レ行。仍爲レ首論。雇レ人殺者亦同。即從者不レ行。減二行者一等一。餘條不レ行准レ此。

【鬪亂鬪殺事】鬪訟律云。鬪二毆人一者笞三十。謂以二手足一擊レ人者。傷及以二他物一毆レ人者杖六十。見レ血爲レ傷。非二手足一者。其餘皆爲二他物一。即兵不レ用レ刃亦是傷。及拔二髮方寸以上一者杖八十。若血從二耳目一出。及內損吐血者各加二二等一。又云。凡鬪二毆人一折レ齒。決二耳鼻一。眇二一目一。及折二手足指一。若破レ骨及湯火傷レ人者徒一年。折二二齒二指以上一。及髡レ髮者徒一年半。又云。凡鬪毆折二跌人支體一。及瞎二其一目一者徒三年。折支者折レ骨。跌レ體者骨節差跌失レ常。處レ辜內平復者各減二二等一。餘條折跌平復准レ之。即損二二事以上一。及因二舊患一。令レ至二篤疾一。若斷レ舌及毀二敗人陰陽一者遠流。又曰。凡鬪二毆人一者絞（謂下元無二殺心一。因二相鬪毆一而殺レ人者上）。（又若及二徒流死一者勘二奏之一後。徒罪以下於二使廳一可レ決。死罪以上可レ送二刑部省一也。然而此事近代皆以絕畢。至下于及二流徒罪一之者上。禁二獄舍一相重。杖笞之者禁二獄政所一。或禁二便所一。是使廳積習之例也。非二法條之所一レ指）。

【保レ辜事】鬪訟律云。保レ辜者手足毆二傷人一限二十日一。以二他物一毆傷者二十日。以二刃及湯火一傷者三十日。折二跌支體一及破レ骨者五十日。限內死者各依レ殺レ人論。其在二限外一。及雖レ在二限內一以二他故一死者。各依二本毆傷法一。註云。他故謂下別增二餘患一而死者上。上文註云。毆傷不二相須一。餘條毆傷及殺傷各准レ此。

【戲殺レ人事】鬪訟律云。戲殺二傷人一者。減二鬪殺傷二等一。

【過失疑罪事】鬪訟律云。過失殺二傷人一者。各依二其狀一以レ贖論。斷獄律云。疑罪各依レ所レ犯以レ贖論。註云。疑謂二虛實之證等是非之理均一。又條云。應二議請減一。若年七十以上。十六以下。及癈疾者。竝不レ合二拷訊一。皆據二衆證一定レ罪。刑部式云。僧尼不レ可二拷訊一。據二衆證一可レ定レ刑。

【私和事】賊盜律云。祖父母父母。外祖父母及夫爲レ人所二毆殺一。私和者徒三年。二等親徒三年。三等已下親減二一等一。受レ財重者各准レ盜論。雖レ不二私和一。殺二一等以上親一。經二三十日一不レ告者。減二二等一。

【殺二子孫竝家人奴婢一事】鬪訟律云。子孫違二犯教令一。而祖父母父母毆殺者徒一年半。

以レ刃殺者徒二年。故殺者各加㆓一等㆒。即養父母殺者又加㆓一等㆒。過失殺者各勿レ論。」奴婢有レ罪。其主不レ請㆓官司㆒而殺者杖八十。無レ罪而殺者杖一百。家人者各加㆓一等㆒。過失殺者各勿レ論。

【移郷事】賊盗律云。殺レ人應レ死會㆓赦免㆒者移レ郷。若群黨共殺。止移㆓下手者及頭首之人㆒。若死家無㆓父母子㆒。祖孫伯叔兄弟㆒。或先他國誰戸及陵戸官戸。家人奴婢。若婦人有レ犯。或殺㆓佗主家人奴婢㆒。並不レ在㆓移限㆒。註云。家人奴婢自相殺者亦同」。

以上引く所の律條は。文武天皇以降朝綱盛なりし時代の法典たり。保平以來。皇政の式微に瀕せしを以て其實際に行はれたる所甚た狹く。且文章困難にして普く有司の精通する處とならす。源頼朝幕府を開き大江廣元之を輔くるに及ひ。總追捕使として普く行はれんことを力め。北條氏代て政權を執るに至ては。貞永式目を定む。而して人命に關する犯罪處決法の式目中に擧けたるは。僅かに數條のみ。故に當時執法の全況を悉すこと能はすと雖も。其一斑を知るに足るへければ。爰に抄出す。

【殺害刃傷罪科事】右或依㆓當座之諍論㆒。或依㆓遊宴之醉狂㆒。不慮之外若犯㆓殺害㆒者。其身被レ行㆓死罪㆒。並被レ處㆓流罪㆒。雖レ被レ沒㆓收所帶㆒。其父其子不㆓相交㆒者。互不レ可レ懸レ之。」次刃傷科事同可レ准レ之。」次或子或孫於レ殺㆓害父祖之敵㆒。父祖縦雖レ不㆓相知㆒。可レ被レ處㆓其罪㆒。爲レ散㆓父祖之憤㆒。忽遂㆓宿意㆒之故也。」次其子若欲レ奪㆓人之所職㆒。若爲レ取㆓人之財寶㆒。雖レ企㆓殺害㆒。其父不レ知之由在狀分明者。不レ可レ處㆓緣坐㆒（御成敗式目）。北條氏全盛の頃は。此式目に據り處斷せしなるへし。爾後足利。織田。豐臣の時は。何等の令條を置きて。かゝる犯罪を裁治せしや。今之を詳になし難し。德川氏の興るに及んて。御定書百箇條を設け。斷獄の法規となし。寛政中に至て之を修正す。所謂寛政百箇條是なり。今其條中に就き。殺人命に係る件々を下に擧く。

人殺並疵付等御仕置之事○主殺二日晒一日引廻之上磔。但爲手負候とも同罪○古主殺候者同罪。但爲手負候とも同罪。切懸打懸候は死罪○非分も無之養子實子を殺し候もの。短慮にて不圖殺候はゝ遠島。利欲に拘候はゝ死罪。但弟妹甥姪殺候もの同斷。不儀不埒有之。度々異見不相用不得止。手に掛候儀明白に候はゝ構無○師匠を殺候もの磔。手疵に候はゝ死罪○大勢にて人を打殺候時。初發に打懸候もの下手人。同致手傳候もの遠島。但手傳不致候共。荷擔人中追放。或は兼て可殺と申合も候は。同輩の者爭論難見捨。助刀致候もの中追放○相手より不法の儀を仕掛。無是非及刃傷殺候者遠島○辻切致候者引廻死罪○渡船に乘流溺死有之候はゝ。其船の水主死罪○車引掛人を殺候方引候もの死罪。但し人に不當方を引候者遠島。荷主家主共過料○同怪我爲致候は其の方を引候者遠島。但不當方を引候もの中追放。荷主家主前に同し○牛馬を引掛人を殺候者死罪○同怪我爲致候はゝ中追放○口論の上疵付致片輪候者中追放。但渡世難成程の怪我に候はゝ遠島○人に疵付候者。療治代疵の不依多少。町人百姓は銀一枚○離別妻に疵付候者。入墨の上遠國非人手下○道心者體の者。又は僧人を殺。或は疵付候もの俗人に替候儀無之。但寺社は一等重可伺事○足輕體の者町人百姓の身分にて。法外の雜言等不屆の仕形。不得止事切殺候は。吟味の上於無紛は無構○療治代は手鎖過料等に引合可申候。一等重きは寺院に候はゝ。逼塞相當に候○悴人に被殺候を任扱に。內濟にて事濟候親所拂○邪曲を親類緣者人殺候儀內濟にて事濟候もの過料○人殺を所に扱候者。內證にて事濟。殺候者立退候迄。乍存不訴出。名主中追放。組頭所拂○家燒失之時。親之燒死を捨置。逃出候者死罪○親被殺死骸見屆候得共物入を厭。村役人等相談之上。不訴出押隱。於事顯は遠島。名主は輕追放。組頭所拂○當座之口論。人殺致荷擔候者。重過料。下手人に不成御仕置之事○相手理不盡之仕形にて。不得止事切殺。相手方之親類村役人等被殺候もの。平日不法にて申分無之。下手人御免願申出。於無紛は輕追放。但武家屋敷方奉公人は。被殺候者之其主人より下手人御免願無之候はゝ。たとへ親類等願出候共。差免申間敷○疵付手負疵人元より及死に候程疵に無之。平愈之內餘病差發死候はゝ。吟味之上於無紛は不及下手人。怪我にて相果候相手。御仕置之事○弓鐵砲を放ち。誤人を殺。吟味無紛において。怪我人之親類。爲念相尋候上遠島。但相果候者。存命之內相手御仕置御免願度申置候はゝ。一等輕可伺○定たる矢場にて。外より不慮に參り懸。若矢玉に中り死候共。不及咎。

明治元年正月十七日。新に刑法科を太政官中に置かれたりしも。人命に關する犯罪を處斷するに至ては。大抵德川氏の例によりて大異なきが如し。三年十二月。新律綱領を發行し。尋て六年に改定律例を頒行せり。便ち人命律。鬪毆律の條を左に歷擧すへし。

新律綱領人命律○謀殺。凡人を謀殺するに造意者は斬。從にして加功する者は絞。加功せさる者は流三等。」若し傷して死せさる造意者は絞。從にして加功する者は流三等。加功せさる者は徒三年。」若し謀て已に行ふと雖も未た人を傷せさる造意者は徒三年。從は同く行はすと雖も杖一百。」其の造意者は並に身行はすと雖も仍ほ首と爲して論す。從にして行はさる者は各行ひて加功せさる者に一等を減す。」

サツシ

若し因て財を得る者は强盗に同しく首從を分たす罪を論す○謀ニ殺本屬長官ー。凡吏卒軍民本屬の勅任長官を謀殺するに。已に行ふ者は流三等。已に傷する者は斬。已に殺す者は皆梟。」若し奏任長官を謀殺するに。已に行ふ者は流二等。已に傷する者は絞。已に殺す者は皆斬。」若し判任長官を謀殺するに。已に行ふ者は流一等。已に傷する者は絞。已に殺す者は皆斬。」其長官及ひ本屬に非る者は。已に殺すと雖も。凡人謀殺に依り。首從を分ち罪を科す○謀ニ殺祖父母父母ー。凡祖父母父母及伯叔父姑兄姉若くは外祖父母夫。夫の祖父母父母を謀殺するに已に行ふ者は皆斬。已に殺す者は皆梟。三等親以下の尊長を謀殺するに已に行ふ者首は流一等。從は徒三年。已に傷する者首は絞。從は加功する者加功せさる者並に凡人と同く罪を論す。已に殺す者は皆斬。」若し五等親以上の尊長卑幼を謀殺するに。已に行ふ者は各闘毆律内尊長故殺卑幼律に依り二等を減す。已に傷する者は一等を減す。已に殺す者は故殺律に依る○謀ニ殺家長ー。凡奴婢家長を謀殺するに。已に行ふ者は流三等。已に傷する者は斬。已に殺す者は皆梟。」若し雇人家長を謀殺するに。已に行ふ者は流一等。已に傷する者は絞。已に殺す者は皆斬。○殺ニ死姦夫ー。凡妻妾人と姦通するに。本夫姦所に於て親ら姦夫姦婦を獲て即時に殺す者は論するを勿れ。若し本夫止た姦夫を殺す者は。姦婦は和姦律に依り罪を科す。止た姦婦を殺す者は。姦夫は流三等。本夫は並に論するを勿れ。」其妻妾姦に因り同謀して本夫を殺す者は梟。姦夫は斬。若し姦夫自ら本夫を殺す者は。姦婦情を知らすと雖も絞○殺ニ一家三人ー。凡謀殺故殺。放火行盜して一家の死罪に非さる三人以上を殺し。若くは人を支解する者は皆梟。○魘ニ魅人ー。凡魘魅を行ひ。符書を造り呪咀して人を殺さんと欲する者は。各謀殺を以て論す。止た人を疾苦せしめんと欲する者は。謀殺已行未傷に二等を減す○毒藥殺レ人。凡毒藥を用ひて人を殺し及ひ藥して死せさる者は各謀殺律に依て論す。買て未た用ひさる者は徒二年半。情を知て毒藥を賣る者は同罪。罪流三等に止る。知らさる者は坐せす○闘毆及故殺。凡闘毆して人を殺す者は手足他物金刃を問はす並に絞故殺する者は斬。」若し同く謀り共に人を毆ち因て死に致すに手を下し致命傷を爲す者は絞。原謀者は共に毆と否を問はす流三等。餘人は手を下すと雖も致命傷を爲さゝる者は杖九十○屛ニ去服食ー。凡人の服用飲食の物を屛去し若くは物を以て人の耳鼻及孔竅中に置き傷損する所ある者は各闘毆傷に一等を加へ罪流三等に止る。因て死に至る者は絞。」若し故さらに蛇蝎毒蟲を用ひ人を咬傷せしむる者は闘毆傷に一等を加へ罪流三等に止る。因て死に致す者は斬○戲殺ニ傷人ー。凡戲に因て人を殺傷する者は闘殺傷に二等を減す。若し高に乘り危を履み因て相戲れ殺傷する者は一等を減す○誤ニ殺傍人ー。凡闘毆して誤て傍人を殺傷する者は闘殺傷に準して論す。罪流三等に止る。」其謀殺故殺を行ひ。誤て傍人を殺す者は故殺を以て論し。傷する者は仍ほ闘毆を以て論す○詐稱殺レ人。凡津河水深く泥濘なるを平淺と詐稱し及ひ橋梁渡船朽漏なるを牢固と詐稱し人を過渡せしめ因て陷溺死傷に致す者は闘殺傷を以て論す○過ニ失殺ニ傷人ー。凡過失にて人を殺傷する者は各闘殺傷に準し法に依り收贖して其家に給付す○毆ニ死有罪妻妾ー。凡妻妾夫の祖父母父母を毆罵するに因て夫官に告けす擅に殺す者は杖九十祖父母父母の親ら告るを待て乃坐す。」若し夫罪ある妻妾を毆罵し。妻妾因て自死する者は論するを勿れ○殺ニ奴婢ー。凡奴婢死罪を犯すに家長官に告けす擅に殺す者は杖七十。」若し罪なきに毆殺する者は徒三年。故殺する者は流二等。」若し家長雇人を毆つは折傷に非るは論するを勿れ折傷以上は凡人に三等を減す。因て死に至る者は流一等。故殺する者は絞○將レ屍圖賴。凡祖父母父母子孫を故殺し及家長奴婢を故殺して人に圖賴する者は各本罪に一等を加ふ。」若し子孫及奴婢已に死する祖父母父母及家長の屍を將て人に圖賴する者は徒三年。二等親の尊長の屍を將てする者は徒二年。三等親以下の尊長は各一等を遞減す。」若し尊長已に死する卑幼及ひ他人の屍を將て人に圖賴する者は杖八十。」其官に告る者は誣告律に依て罪を論す。因て財物を詐り取る者は贓に計へ竊盜に準し重きに從て之を科す○弓銃殺ニ傷人ー。凡故なく弓箭砲銃を放ち及劔刃を挺く者は人を傷せすと雖杖六十。傷する者は凡闘傷を以て論す。因て死に致す者は絞。士族卒は破廉恥甚者を以て論す○車馬殺ニ傷人ー。凡故なく街市に車馬を馳驟し因て人を傷する者は凡闘傷に一等を減す。死に致す者は流三等。」若し馬驚逸し或は公務の急速に因り馳驟して人を殺傷する者は過失を以て論し法に依り收贖して其家に給付す○庸醫殺ニ傷人ー。凡庸醫鍼藥を用ひ誤て本方に依らす因て死に致す者は過失殺を以て論し法に依り收贖して其家に給付し醫を行ふとを許さす。若し故に本方に違ひ疾病を詐療して財物を取る者は贓に計へ竊盜に準して論す。因て死に致し及事に因て故に藥を用ひ人を殺す者は斬○威逼致レ死。凡戸婚田宅錢債等の事に因て人を威逼して自死に致す者は杖一百若し官吏公使人等公務に因るに非すして平民を威逼し因て自死に致す者も罪同並に埋葬金二十五兩を追給す。」若し姦を行ひ盜を爲すに因て人を威逼して自死に致す者は姦の成否を論せす財の得否を問はす並に斬○瘋癲殺レ人。凡瘋癲人人を殺す者は終身鎖錮仍ほ埋葬

金二十五兩を追取し死者の家に給付す。若し二人以上を連殺する者は絞。其親屬看守嚴ならすして他人を殺死するに致す者は杖九十。」若し瘋癲を假り人を殺傷する者は謀故殺傷に依て之を科す○謀ニ同死一。凡姦夫姦婦同死を商謀するに姦婦已に死し姦夫未た死せす姦夫已に死し姦婦未た死せさる者は並びに流三等」。若し同く謀り藥を用ひて墮胎するに。 姦婦身死する者姦夫は流三等○私ニ和人命一。凡祖父母父母及夫若しくは家長人に殺されて子孫妻妾及奴婢私和する者は徒三年。 二等親の尊長人に殺され私和する者は徒二年。 三等親以下各一等を遞減す。」其の卑幼人に殺されて尊長私和する者は各等親に依て卑幼の罪に一等を減す。 若し妻妾子孫及ひ子孫の婦奴婢人に殺され祖父母父母夫家長私和する者は杖八十。 財を受る者は並に贓に計へ竊盜に準し重きに從て之れを科す。 常人他人の爲めに人命を私和する者は杖六十。財を受る者は贓に計へ枉法に準し重きに從て之を科す○移ニ地界內死屍一。凡地界內に死屍あるを里長地主鄰佑人官司に申報せす。輙く他所に移し及ひ埋藏する者は杖七十。水中に棄る者は杖一百。因て衣服を盜取する者は贓に計へ竊盜に準し重きに從て論す。罪流三等に止る○同行知レ有ニ謀害一。凡同伴人他人を謀害せんと欲するを知て卽ち阻當救護せす及ひ害せらるゝの後官司に首告せさる者は杖九十。

同鬭毆律。【鬭毆】凡鬭毆手足を以て人を毆ち傷を成さゝる者は笞二十。傷を成し及ひ瓦。石。槌棒等を以て人を毆ち傷を成さゝる者は笞三十。 傷をなす者は笞四十。血耳目中より出て及ひ內損して吐血する者は杖八十。 人の一指一齒を折り一目を眇にし耳鼻を抉毀し若くは骨を破り及ひ湯火を以て人を傷する者は杖一百。 穢物を以て口鼻內に灌入する者も罪亦同。 二指二齒以上を折り及ひ髮を髡する者は徒一年。人の肋を折り兩目を眇にし及ひ刃傷する者は徒二年。」人の肢體を折跌し及ひ一目を瞎し癈疾に致す者は徒三年。」兩目を瞎し兩肢を折り及舊患あるを毆ち因て篤疾に至らしめ若くは舌を斷ち陰陽を毀敗する者は流三等。 仍ほ金二十兩を追給して養贍せしむ。」其の同謀共毆して人を傷する者は各手を下し重傷を成す者を以て重罪に坐し原謀者は手を下すと雖とも傷輕ければ一等を減す。」若し鬭に因て互に相毆傷する者は各其傷の輕重を驗して罪を定む。 後に手を下して理直なる者は本罪に二等を減す。 篤疾に至らしむる者は仍ほ金二十兩を追給して養贍せしむ。 死に至る者は流三等。 埋葬金二十五兩を追給す。 兄姉伯叔を毆つ者は本律に依り後に手を下して理直なる者も減せす○宮殿內忿爭。 凡宮殿內に於て忿爭する者は笞五十。相毆つ者は杖一百。折傷以上は凡鬭傷に二等を加ふ。罪流三等に止る。刃を以て相向ふ者は流一等○毆ニ本屬長官一。凡吏卒軍民本屬の勅任長官を毆つ者は流一等。傷する者は流三等。折傷以上は絞。其長官に非る勅任官を毆つ者は徒二年半。傷する者は流一等。折傷以上は流三等。癈疾は絞。」若し奏任長官を毆つ者は傷する者は徒三年。折傷以上は流二等。 癈疾は絞。其長官に非る奏任官を毆つ者は徒一年。傷する者は徒二年。折傷以上は流一等。癈疾は流二等。篤疾は絞。」若し判任長官を毆つ者は杖九十。 傷する者は徒一年。折傷以上は徒三年。癈疾は流一等。 篤疾は絞。死に至る者は並に斬。」其本屬に非る者は各二等を減す。減して罪凡鬭より輕く若くは等しき者は凡鬭に一等を加へ。 加へて死に入る○拒ニ毆官司差人一。凡官司人を所屬に差遣はし錢粮を追徵し公事に勾攝するに抗拒して服せさる者は杖六十。毆つ者は杖八十。內損以上は各凡鬭傷に二等を加へ。罪流三等に止る。死に至る者は斬○毆ニ受業師一。凡文武百工技藝の人受業師を毆つ者は凡鬭傷に二等を加へ。罪流三等に止る。死に至る者は斬○威力制縛。凡威力を以て人を制縛し及私家に於て拷打監禁する者は有傷無傷を問はす並に杖一百。 折傷以上は各凡鬭傷に二等を加へ。罪流三等に止る。死に致す者は絞。」若し威力を以て他人を指使し毆打せしめ死傷に致す者は並に指使人を以て首と爲し。下手の人は從と爲して論し。一等を減す○毆ニ家長一。凡奴婢家長を毆つ者は皆流一等。傷する者は皆流三等。折傷する者は皆絞。死に至る者は皆斬。過失傷する者は徒三年。過失殺する者は流三等。徒流並に收贖するを聽さす。」若し雇人家長を毆つ者は徒二年。傷する者は徒三年。折傷する者は流三等。篤疾に至る者は絞。死に至る者は斬。 過失殺傷する者は各常律に依て收贖するを聽す。」若し奴婢雇人家長の教令に違犯するに督責して邂逅に死に致す者は笞五十。過失殺する者は各論するを勿れ○毆レ夫。 凡妻夫を毆つ者は杖一百。折傷以上は凡鬭傷に三等に加ふ夫の親ら告るを待て乃坐す。篤疾に至る者は絞。死に至る者は斬。故殺する者は梟。」若し妾。夫及正妻を毆つ者は妻夫を毆つ罪に各一等を加へ。加て死に入る。死に至る者は斬。故殺する者は梟○毆ニ傷妻妾一。凡夫。妻を毆つは折傷に非るは論するを勿れ。折傷以上は凡人に二等を減す。妻の親ら告るを待て乃坐す。死に至る者は絞故殺する者も罪同。妾を毆つに折傷以上は妻を毆傷するに二等を減す。 死に至る者は流一等。」若し妻妾を毆傷するは夫妻を毆傷すると罪同。妾の親ら告るを待て乃坐す。過失殺する者は各論するを勿れ。」若し夫妻の父母を毆つ者は杖九十。 折傷以上は各凡鬭傷に一等を加へ。篤疾は絞。死に至る者

は斬。故殺する者も罪同〇毆三等親以下尊長。凡卑幼三等親の尊長を毆つ者は徒一年。四等親の尊長は杖一百。折傷以上は凡鬪傷に一等を遞加す。篤疾は絞。死に至る者は斬。故殺する者も罪同。」若し尊長卑幼を毆つは折傷に非るは論すること勿れ。折傷以上は五等親の卑幼は凡人に一等を減し。四等三等親は各一等を遞減す。死に至る者は絞。故殺する者も罪同〇毆二等親尊長。凡弟妹兄姉を毆つ者は徒二年。傷する者は徒二年半。折傷する者は流二等。癈疾に至る者は流三等。篤疾に至る者は絞。死に至る者は皆斬。故殺する者は皆梟。」若し姪伯叔父姑を毆ち及外孫外祖父母を毆つは各一等を加ふ。癈疾以上は兄姉を毆つと罪同。」其過失殺傷する者は各本殺傷罪に二等を減し收贖することを聽さす。」若し兄姉弟妹を毆殺し伯叔父姑姪を毆殺し外祖父母外孫を毆殺する者は徒三年。故殺する者は流二等。過失殺する者は各論すること勿れ〇毆祖父母父母。凡子孫祖父母父母を毆ち及妻妾夫の祖父母父母を毆つ者は皆斬殺す。過失殺する者は流三等。傷する者は徒三年。竝に收贖を聽さす。若し子孫を故殺する者は徒三年。嫡母の殺すは一等を加へ繼母は流三等。」其子孫祖父母父母を毆罵し若くは教令に違犯して祖父母父母将責し。邂逅に死に致し及過失殺する者は各論すること勿れ〇妻妾與夫親屬相毆。凡妻妾夫の二等親以下四等親以上の尊長を毆つ者は夫の毆つと同罪罪流三等に止る。死に至る者は各斬。故殺する者も罪同。」若し妻夫の三等親以下の卑屬を毆傷するは夫の毆つと罪同。妾の犯すは凡毆を以て論す〇父祖被毆。凡祖父母父母人に毆たれ子孫即時に救護して還つて行兇人を毆つは折傷に非るは論すること勿れ。折傷以上は凡鬪傷に三等を減す。死に至る者は流三等。若し祖父母父母人に殺され子孫擅に行兇人を殺す者は笞五十。其即時に殺死し及び會て官に告る者は論すること勿れ。」改定律例人命律。【謀殺條例】第百六十條。凡人を殺さんと謀り未た行はすと雖とも謀狀顯跡ある者首は懲役百日從は懲役五十日〇第百六十一條。凡謀殺已行未行の罪犯竝に罪死に至らさる者處斷し訖れは親屬鄰佑に再犯の念なきことを保證せしめ始て放還することを聽す。若し保人なけれは獄則に照して懲治監に入れ悔過の日を待ち始て放還することを聽す〇第百六十二條。凡人を殺さんと謀り已に行ふて其人知覺奔逃し未た傷を受けすと雖も失跌及墮水等奔脫に因て他所に死する者造意者は懲役十年。從たる者は懲役三年。若し兇悍に迫られて當時失跌して死する者造意者は絞。從たる者は懲役十年〇第百六十三條。凡人を謀殺せんと欲して謀を擧る時其謀らるるの人謀機を知覺して卻て謀者を殺す者は故殺律に依り已に行ふ時に臨み卻て殺す者は罪人不拒捕而殺律に依り殺すの時に臨み卻て殺す者は捕吏格殺律に依り論すること勿れ〇第百六十四條。凡嬰兒を殺す者は各等親に照し謀故殺本條に依て科斷す。若し穩婆囑託を受て殺す者は囑託する者と同罪。」【謀殺官吏律】(原謀殺本屬長官律)。第百六十五條。凡勅任官を謀殺するに已に行ふ者首は懲役十年、從は懲役七年。已に傷する者。首は斬。從にして加功する者は懲役終身。加功せさる者は懲役十年。已に殺す者は皆斬。」若し奏任官を謀殺するに已に行ふ首は懲役七年。從は懲役五年。已に傷する者首は絞。從にして加功する者は懲役終身。加功させる者は懲從十年。已に殺す者は皆斬。」若し判任官を謀殺するに已に行ふ者首は懲役五年。從は懲役三年。已に傷する者首は絞。從にして加功する者は懲役終身。」加功せさる者は懲役十年。已に殺す者は皆斬。【謀殺官吏條例】第百六十六條。凡判任官勅任官を謀殺するに已に行ふ者首は懲役七年。從は懲役五年。已に傷する者首は絞。從にして加功する者は懲役終身。加功せさる者は懲役五年。已に殺す者は皆斬。」若し奏任官を謀殺するに已に行ふ者首は懲役五年。從は懲役三年。已に傷する者首は絞。從にして加功する者は懲役終身。加功せさる者は懲役五年。已に殺す者は皆斬〇第百六十七條。凡奏任官勅任官を謀殺する者は判任官奏任官を謀殺すると罪同し。其勅任官奏任官を謀殺し及び奏任官判任官を謀殺する者は凡人謀殺を以つて論す。【謀殺祖父母父母條例】第百六十六條。凡祖父母父母及び伯叔父姑兄姉若くは外祖父母夫。夫の祖父母父母を謀殺するに已に行なふ者は皆斬に處する律を改め皆絞。【殺死姦夫條例】第百六十九條。凡姦夫自ら本夫を殺す者は姦婦情を知らすと雖も懲役終身〇第百七十條。凡姦婦自ら本夫を殺す者姦夫果して情を知らされは止た姦罪を科す〇第百七十一條。凡姦婦過を悔ひ拒絕する後姦夫姦好の續き難きを憤り。本夫及祖父母父母を殺死する者拒絕の證據明白なれは婦女は止た姦罪を科す〇第百七十二條。凡姦夫姦婦姦所に於て本夫に撞見せられ。直に脫逃するに本夫即時逐て門外に至り殺す者は姦所と同し。若し姦所及び即時に非すして姦夫を殺傷する者審糾するに姦情確實なれは鬪殺傷に二等を減す。止た姦婦を殺傷する者折傷以上は鬪殺傷に五等を減す。姦夫は和姦本條に依る。若し姦情曖昧確據なくして男婦を殺傷する者は各謀故鬪殺傷本條に依る。【殺一家三人條例】第百七十三條。凡一家の死罪に非さる三人以上を殺すと稱するは雇人と雖も同居に係る者及び同居せすと雖も父子兄弟等至親に係る者皆是なり。【毒藥殺人條例】第百七十四條。凡人を殺すの心なしといへども毒藥を用ひて故らに疾苦せしむる者は懲役八十日。

サツシ

サツシ

サツシ

【闘毆及故殺條例】第百七十五條。凡闘毆人を殺す者は絞（改て懲役終身）○第百七十六條。凡亂毆して人を殺し傷の先後輕重を知らざる者原謀あれば原謀者を懲役終身に處す。若し原謀共に毆されば初闘者を懲役終身に處し原謀者は懲役十年。餘人は竝に懲役九十日○第百七十七條。凡亂毆して人を殺し先後輕重を知らさる者若くは原謀同夥共に毆て各致命重傷を爲す者一人實に罪を畏れて自盡し及ひ已に獄に在り或ひは押解中途に在りて病斃する者あれは一等を減し懲役十年に處す。○第百七十八條。凡同謀共に人を毆ち傷皆致命にして即時身死すれは後に手を下し傷を成すと重き者を懲役終身に處す。若し時日を經て身死するに至る者は傷死に致すとを究明して傷を成すと重き者を懲役終身に處す。若し原謀共に毆て亦致命重傷を爲すに係らは原謀者を懲役終身に處す○第百七十九條。凡人と爭論闘毆して臨時殺意を起し人を殺す者は故殺に坐す。若し爭闘の後仍ほ餘怒を尋き追逐して兇殺し及ひ爭闘に因るに非すと雖も臨時殺意を起して殺す者豫謀の顯跡なきは竝に故殺を以て論す。其傷して死せさる者は仍ほ闘毆傷に依る【屏去服食條例】。第百八十條。凡人の服用飮食の物を屏去し若くは物を以て人の耳鼻及ひ孔竅中に置き因て死に至る者は絞（改て懲役終身）。若し謀故の情あるものは各本律に依る。【過失殺傷人條例】第百八十一條。凡過失殺傷收贖は官吏華士族平民を分たす一體に本圖に照し追して其家に給す○第百八十二條。凡一人二人を過失殺する者は例に照し金八十圓を收贖して均しく二人に分給し。二人一人を過失殺する者は金四十圓を二人に分追して一人に給付す。一人二人を傷し二人一人を傷する者も亦此の例に依る【毆死有罪妻妾條例】第百八十三條。凡妻妾夫の祖父母父母を毆罵するに因て夫官に告けす擅に殺する者は杖九十（改て懲役一年）。其殺するに因て擅に殺す者は懲役九十日【改正殺雇人律】（原殺奴婢律）。第百八十四條。凡雇人死罪を犯すに家長官に告けす擅に殺す者は懲役八十日○第百八十五條。凡家長雇人を毆ち死に至る者は流一等（改て懲役十年）。【將屍圖賴條例】第百八十六條。凡雇人已に死する家長の屍を將て人に圖賴する者は懲役百日。【改正弓銃殺傷人律】第百八十七條凡故なく弓箭銃砲を放ち及劍刃を挺く者は人を傷せすと雖も杖六十（改て懲役三十日）。傷する者は凡闘毆傷を以て論す。因て死に致す者は絞（改て懲役終身）○第百八十八條。凡曠野無人の地に於て故なく弓銃を放ち因て人を殺傷する者は過失殺傷を以て論す○第百八十九條。凡弓銃を放ち及劍刃を挺く者。華士族は破廉耻甚を以て論す（改て一體に閏刑に處す）。【車馬殺傷人條例】第百九十條。凡深山曠野猛獸の往來する處に於て阬穽を穿作し及ひ窩弓を安置して望竿及ひ抹眉索を立ざる者は懲役四十日。以て人を傷する者は闘毆傷に四等を減す。減して本罪より輕き者は本罪に依て論し。死に致す者は懲役三年。仍ほ埋葬金二十五圓を追して死者の家に給付す。若し深山曠野に非すして人を殺傷する者は車馬殺傷人律に依る○第百九十一條。凡窩弓人を殺す者例に依り罪を科すと雖も貧困にして埋葬金を追すると能はされは其雇工錢の全數を領置し食費を除き餘る所の雇錢金二十五圓に滿れは死者の家に給し仍役限は本法を盡す。【瘋癲殺人條例】第百九十二條。凡瘋癲人人を殺す者は埋葬金二十五圓を追す（改て過失殺收贖例に照し四十圓を死者の家に給付す）。其人を傷する者は竝に過失傷收贖例に照し追して傷者に給し醫藥の資と爲す○第百九十三條。凡瘋癲人二名以上を連殺する者は絞（改て鎖錮終身）○第百九十四條。凡瘋癲人祖父母父母を殺す者は鎖錮終身○第百九十五條。凡瘋癲人人を殺す者は鎖錮終身に處すと雖も若し果たして痊愈すれは親屬鄰佑の保證を取り懲役五年に改正し限滿て放還す○第百九十六條。凡瘋癲人自殺を致すに看守人失察する者は懲役二十日。若し人を傷するに至らしむる者は懲役四十日○第百九十七條。凡瘋癲人人を殺す者孤獨貧困にして親屬の保管する者なければ鎖錮を禁獄に換へ埋葬金を追せす。【謀同死條例】第百九十八條。凡姦夫姦婦同く謀り墮胎するに姦婦身死する者姦夫は流三等（改て懲役三年）○第百九十九條。凡姦夫姦婦同死を謀り傷すと雖とも人に阻救せられ未た死せさる者は闘毆傷に一等を減す。【私和人命條例】第二百條。凡家長人に殺され家長私和する者は懲役七十日。若し雇人人に殺され雇人私和する者は懲役百日。【移地界內死屍條例】第二百一條。凡墳塚を發掘して棺槨を見はす者は懲役一年。已に開て屍を見はす者は懲役三年。屍を殘毀する者は懲役五年○第二百二條。凡地界內に死屍あるを輙く水中に棄と雖未た屍を失はさる者は律に照して一等を減し懲役九十日○第二百三條。凡子孫の死屍を棄る者は懲役七十日○第二百四條。凡變死に係る屍は官の檢視を經るに非れは私擅に埋葬するとを聽さす違ふ者は懲役四十日○第二百五條。凡人を押解し中途に在りて病斃するを輙く棄去る者は移地界內屍律に一等を加へ懲役八十日○第二百六條。凡地界內に棄兒あり及病に因りて昏倒するを輙く他所に移す者は懲役七十日。【同行知有謀害條例】第二百七條。凡そ同行謀害あるとを知て阻當救護せすと雖も已に害せらるゝ後首告する者は其罪を免す。【同闘毆律】。【闘毆條例】第二百八條。凡闘毆成傷と稱するは毆つ所の皮膚色青赤にして腫起する者を謂ふ。刀を持

サツシ

し人を傷すと雖も其背柄を以て毆ち刃を用ひされは仍ほ鎗棒と同く論す○第二百九條。凡鬪毆髮方寸以上を拔く者は懲役四十日。若し一時昏絕せしむる者は懲役八十日○第二百十條。凡二人共に人を毆ち各一目を瞎し盲に至らしむるに先きに毆つ者は癈疾律に依り懲役三年。後に毆つ者は篤疾律に依り懲役十年。仍ほ養瞻金を二人に分追す。若し原謀者あれは倶に毆つと否とを問はす後に毆つ者に一等を減す○第二百十一條。凡婦女を毆ち墮胎せしむる者は懲役二年○第二百十二條凡鬪毆人を殺すに後に手を下して理直なる者は律に照して懲役十年。仍ほ事情原諒す可き者は又一等を減す○第二百十三條。凡鬪毆後に手を下して理直なる者は減等して罪を科し。仍ほ養瞻埋葬金兩を追給す（改て金圓を追せす）○第二百十四條。凡鬪毆人を傷するに鎌刀菜刀等を用ひ傷輕き者は懲役七十日。仍ほ輕き者は三等を減す。【宮殿內忿爭條例】第二百十五條。凡皇城門に擅入する者は懲役五十日。宮殿に擅入する者は懲役百日。【毆官吏律（原毆本屬長官律）】第二百十六條。凡勅任官を毆つ者は懲役五年。傷する者は懲役十年。折傷以上は絞。」若し奏任官を毆つ者は懲役二年。傷する者は懲役三年。折傷以上は懲役七年。癈疾は絞。」若し判任官を毆つ者は懲役九十日。傷する者は懲役一年。折傷以上は懲役三年。癈疾は懲役五年。篤疾は絞。死に至る者は竝に斬。【毆官吏條例】第二百十七條。凡判任官勅任官を毆つ者は懲役九十日。傷する者は懲役一年半。折傷以上は懲役五年。癈疾は絞。若し奏任官を毆つ者は懲役七十日。傷する者は懲役百日。折傷以上は懲役三年。癈疾は懲役十年。篤疾は絞。死に至る者は竝に斬○第二百十八條。凡奏任官勅任官を毆つ者は判任官奏任官を毆つと罪同し。其勅任官奏任官を毆ち及ひ奏任官判任官を毆つ者は竝に凡鬪毆を以て論す。【毆受業師條例】第二百十九條。凡受業師を毆て死に至る者は斬（改懲役終身）。【毆家長條例】第二百二十條。凡雇人家長を毆ち篤疾及ひ死に至る者は絞（斬を改め倶に懲役終身）○第二百二十一條。凡雇人家長の教令に違犯するに督責して邂逅に死に致す者は笞五十（改懲役七十日）。【毆夫條例】第二百二十二條。凡妻妾夫を毆て癈篤疾に至る者は絞（改懲役終身）。妾の正妻を毆つ者も亦同し。【毆傷妻妾條例】第二百二十三條。凡夫妻を毆ち死に至る者は絞（改て懲役終身）。其の故殺する者は絞。若し夫妻の父母を毆ち篤疾及ひ死に至る者は斬。【毆三等親以下尊長條例】第二百二十四條。凡卑幼三等親の尊長を毆ち篤疾は絞（改懲役終身）。死に至る者は斬（改絞）。其故殺する者は斬。若し尊長三等親以下の卑幼を毆ち死に至る者は絞（改懲役終身）。其故殺する者は絞○第二百二十五條。凡卑幼三等親以下の尊長を過失殺傷する者は竝に凡人過失殺傷を以て論し收贖するを聽す。【毆二等親尊長條例】第二百二十六條。凡卑幼二等親の尊長及外祖父母を過失殺傷する者は各本殺傷罪に二等を減す（改殺す者は懲役二年。傷する者は懲役百日）。竝に收贖するを聽さす○第二百二十七條。凡弟妹兄姉を毆ち篤疾に至る者は絞（改懲役終身）。死に至る者は皆斬（改皆絞）。若し姪伯叔父姑を毆ち及外孫外祖父母を毆ち篤疾及ひ死に至る者罪亦同。【毆祖父母父母條例】第二百二十八條。凡子孫祖父母父母を毆ち。及ひ妻妾夫の祖父母父母を毆つ律を改め毆つ者は懲役十年。傷する者は懲役終身。死に至る者は皆斬。故殺する者は皆梟。過失殺する者は懲役三年。傷する者は懲役一年。竝に收贖するを聽さす○第二百二十九條。凡繼母前妻の子を非理に毆打して折傷以上に至る者は凡鬪傷に三等を減し。死に至る者は懲役七年○第二百三十條。凡子孫教令に違犯すと雖も祖父母父母非理に毆殺する者は懲役二年半。【妻妾與夫親屬相毆條例】第二百三十一條。凡妻妾夫の二等親以下四等親以上の尊長を毆ち死に至たる者は各斬（改絞）。其の故殺するものは斬。【父祖被毆條例】第二百三十二條。凡祖父母父母人に殺され子孫擅に行兇人を殺す者は謀殺を以て論す。其即時に殺死する者は論するを勿れ○第二百三十三條。凡子孫祖父母父母と同謀して共に人を毆ち。若くは祖父母父母人と忿爭し子孫に指令して毆打せしめ。及ひ人と鬪毆するに其子孫勢を助けて共に毆つ者は倶に常律に照して罪を科し。救護還毆律を用ひす。

明治十三年七月刑法を頒布し。翌十四年一月一日より施行する旨を布告し。其第三編に身體財產に對する重罪輕罪の項を擧け。第一章に身體に對する罪を揭く。即左の如し。【第一節。謀殺故殺の罪】豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪と爲し死刑に處す（二九二）。（毒物を施用して人を殺す者は殘殺及便利の爲に故殺する者及詐欺故殺亦同し）。故意を以て人を殺したる者は故殺の罪と爲し無期徒刑に處す（二九四）。謀殺故殺を行ひ誤て他人を殺したる者は仍ほ謀故殺を以て論す。【第二節。毆打創傷の罪】人を毆打創傷し因て死に致したる者は重懲役に處し其兩目を瞎し兩耳を聾し又は兩肢を折り及舌を斷ち陰陽を毀敗し若くは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者は輕懲役に處す」二九九。其一目を瞎し一耳を聾し又は一肢を折り其他身體を殘虧し癈疾に致したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す（三〇〇）。其二十日以上の時間疾病に罹り又は職業を營むこと能はさるに至らしめたる者は一月以上三年以下の重禁錮に處す。」其疾病休業の時間二十日に至らさる者

は一月以上一年以下の重禁錮に處す。」疾病休業に至らすと雖も身體に創傷を成したる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處す（三〇一）。豫め謀て人を毆打創傷し休業癈篤疾又は死に致したる者は前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ（三〇二）。重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又は已に犯して其罪を免かるゝ爲め人を毆打創傷したる者は亦た前條の例に同し（三〇三）。毆打に因り誤て他人を創傷したる者は仍ほ毆打創傷の本刑を科す（三〇四）。二人以上共に人を毆打創傷したる者は現に手を下し傷を成すの輕重に從て各自に其刑を科す。若し共毆して傷を成すの輕重を知ること能はさる時は其重傷の刑に照し一等を減す。但教唆者は減等の限りに在らす（三〇五）。自から人を傷せすと雖とも幇助して傷を成さしめたる者は現に傷を成したる者の刑に一等を減す（三〇六）。健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者は豫じめ謀つて毆打創傷するに同し（三〇七）。人を殺すの意にあらすといへども詐稱誘導して危害に陷れ因つて疾病死傷に致したるものは毆打創傷を以つて論す（三〇八）。」【第三節。殺傷に關する宥恕及不論罪】自己の身體に暴行を受くるに因り直ちに怒を發し暴行人を殺傷したる者（但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者を除く（三〇九）。毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ること能はさる者（三一〇）。本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直に姦夫又は姦婦を殺傷したる者（但本夫先に縱容したる者を除く（三一一）。晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若は門戶牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲之を殺傷したる者（三一二）は其罪を宥恕し各本刑に照し二等又は三等を減す（三一三）。又身體生命を正當に防衛し已むを得さるに出て暴行人を殺傷したる者（但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者を除く）。一財產に對し放火其他暴行を爲す者を防止するに出たる時。」二盜犯を防止し又は盜贓を取還するに出たる時。」三夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若は門戶牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時（三一五）は其罪を論せす。」身體財產を防衛するに出ると雖も已むを得さるに非すして害を暴行人に加へ又は危害已に去りたる後に於て勢に乘し仍ほ害を暴行人に加へたる者は不論罪の限に在らす（但情狀に因り二等又は三等其罪を宥恕することを得（三一六）。【過失殺傷の罪】疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せす過失に因て人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金（三一七）。創傷し癈篤疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金（三一八）。疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下の罰金（三一九）。第五節【自殺】に關する罪人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受けて自殺人の爲に手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者は一等を減す（三二〇）。自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重懲役に處す（三二一）。第六節。擅に人を【逮捕監禁】する罪。擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。但監禁日數十日を過ぐる每に一等を加ふ（三二二）。擅に人を監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を屏去し其の他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す（三二三）。罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從ふ（三二四）。擅に人を監禁し水火震災の際其の監禁を解くことを怠り因て死に致したる者は亦同し（三二五）。

往昔より今日に至るの間。殺人罪に於ける法文の沿革は大略右の如し。以て古今世路の險夷。法網の疎密を想像するに足るへし。

ザツシヤウ　雜掌とは。官府に於て雜事を辨ずる卑き職なり。その名稱古くより呼ばれしことにて。朝野群載に。山城國雜掌秦成安など見えたり。上杉雜掌など舊記にあるは家來といふことにて。後世用人の類と貞丈雜記に云へる如く。室町家の頃武家にも此稱あり。武家職官考に。雜掌人。取レ于下辨二雜事一之義上。初官家采邑。神祠佛寺封田。皆置二此職一。管二其租稅等雜務一。猶三武家有二地頭一。」鎌倉氏。間或呼下掌二飲膳薪炭雜務一者上。爲二雜掌人一。又土木與役之時。有司課レ錢供二其費一者稱レ此（或單稱二雜掌一。又直指二其所レ出錢一爲二雜掌一）其後在京武士。適往二其邑一。留三門族被管一人于二京師一。辨二應接雜事一者。亦稱二雜掌人一。其事體略類下官家寺社留二守采邑一者上。故有二此稱一。」至二室町氏一。犬逐物馬場始之日。及將軍遊行之時。三管領四職。更番供二給其饌具廚內雜費一者。及其所レ出錢。皆稱爲二雜掌一。如二鎌倉之時一（鎌倉將軍上洛之日。路上駄餉。隨處守護地頭給レ此。出軍旅行亦準レ之。室町氏參宮旅行等。皆用二其制一。而謂二之雜掌一）。又當時列侯諸家。祗二候京師一者。皆置二雜掌一。其退居二國邑一。雜掌留二守京師一。出二入幕府一。辨二公私雜務一。猶二今世留守居之職一（又諸家常居二其國邑一者。設二雜掌一往二來京師一。通二時宜一。關東管領上杉氏。常居二鎌倉一。而置三雜掌於二京師一。候二幕下之意一）織田豐臣氏之時。仍有二此職稱一。慶長之後。武家無二此稱一。」又室町之時。諸家招二請將軍一之日。以二其家人一奉二行諸事一。置二雜掌奉行一以給二饗接費用一。類下鎌倉之掌二飲膳雜務一者上。」右の雜掌奉行を置きて饗應の事を司らしむると云は。室町氏の

サツシ

時細川。三好などの家にて。諸大名を饗應せるに雜掌。奉行さいふを置きて饗饌賓用の事などを掌らしむ。或は雜餉諸式奉行さもいふよしなり。

ザツシユゼイ　雜種稅。(ソゼイを見よ)

ザツシユデム　雜種田とは。驛田。采女田。膂力婦女田。賑救田。悍獨田。續命院田。救急田。船瀨料田。健兒田等の各種をいふ。今租稅志を引て左に證す。凡そ驛田は皆近に隨て給へ。大路に四町。中路に三町。少路に二町(田令)(按。集解に云。驛田は不輸租なり。田或は郡を隔て置く。又云。人便宜なりと雖も。先つ驛に給ふ。意ふに驛送し且耕すもの近便の地に非されは不可なり。然とも狹鄕にして已むを得さるものは。隔郡に置くを知るへし)。文武天皇慶雲二年四月十七日。是より先き。諸國の采女の肩巾田(本史に肩甲に作る。今類聚國史に從ふ。和訓栞に云。日本紀に領巾又肩巾をひれと訓せり。振手の約言なり。縫殿式中宮春季の條に。領巾四條の料紗三丈六尺。條別に九尺と見えたり)は。令に依て之を停む。是に至て舊に復す。(續日本紀。類聚國史)。(采女邦言うねめ。萬葉集童女髫髮をうなゐと曰へり。和訓栞に云。うねめは卯童女(ウナヒメ)の義なり。百寮訓要抄に云。國々より美女を擇ひ貢すと。其職陪膳髮上等の事を學る。日本書紀大化二年の條に云。凡そ采女は郡の少領以上の姉妹及子女形容端正の者を貢す。一百戶を以て采女一人の粮に充つと。又類聚國史後宮部大同元年十月の條に云。四十以下十三以上の者。氏の長者氏中端正の女を擇て貢すへし。其十三以上の徒は心神移り易く。進退未た定まらす。宜く三十以上四十以下配偶無き者を貢すべし。或は貢するの後人に適けは必す更め貢すと。同二年五月の條に云。諸國の采女を貢するを停むと。然とも竟に之を罷るに非す。故に延喜式に養田の町數あり。令集解に云。采女田は不輸租田也と。其闕采女田に至ては乃ち地子田となる也)。元正天皇養老七年。興福寺內に施藥院。悲田院を建て。封戶五十烟竝に伊與國の水田百町。越前國の稻十三萬束を施入す(扶桑畧記)。聖武天皇天平七年五月二十三日勅。諸國貢する所の力婦。自今以後仕丁の例に准して其房徭を免し。竝に田二町を給ひ以て養物に充てよ(續日本紀。類聚國史)。(和訓栞に云。膂力婦女は諸大禮に輿を舁くものなりさ。蓋し後宮男子の出入を禁す。故に膂力ある婦女を置き。以て之を使役するなり)。孝謙天皇天平寶字元年十二月八日勅。普く疾病及貧乏の徒を救養せんか爲に。越前國の墾田一百町を以て永く山階寺の施藥院に施せ(續日本紀)。光仁天皇寶龜四年二月十四日。是より先き播磨國言す。飾磨郡草上驛の驛戶の便田。今官符に依て四天王寺に捨て。比郡の田を以て遙に驛戶に授く。是に由て耕佃すること能はす。弊を受ること彌甚しと。是に至て勅して驛戶に班給す(續日本紀)。桓武天皇延曆十八年十二月二十八日。式部少輔從五位下和氣朝臣廣世言す。亡考清麻呂平生常言す。身厚祿を食みて公に益無く。兼て國造を忝ふして民に德無し。懷抱懇々故鄕を顧念し。彼窮民を憐み忘るゝと能はす。願は私の墾田一百町を以て。和氣。磐梨。赤坂。邑久。上道。三野。津高。兒島等の八郡三十餘鄕の賑給の分に擬せん。然さも一處に混し置かは諸鄕に及ひ難し。若し班田に遭はゝ奏聞して此墾田を以て口分に班田し。彼鄕の分田は量り換へ。名を置て賑救田と爲し。以て其地子に仍て季夏の月飢人に賑給し。以て民命を救ひ以て國恩を報せんと。隙駒駐らす願ふ所未た果さす。仍て先志を表すと。之を許す(日本後紀)。嵯峨天皇弘仁二年二月五日。山城國乙訓郡の藥園一町を施藥院に賜ふ(日本後紀)。三年八月二十八日勅。攝津國に在る悍獨田一百五十町。宜く國司をして耕種せしむへし。穫る所の苗子は每年官に申し處分せらるゝを待て。然して後ち之を用ひよ(日本後紀)。仁明天皇承和二年十二月三日。故參議刑部卿從四位上小野朝臣岑守。前に太宰大貳たりし時。續命院一處を建て以て往來の舍宿に備ふ。但公力に藉らされは。長く存することを得さるを恐れて乃ち本意を叙へ。具さに解文を修す。曰く。府の管する九國二島の民。或は公或は私往來相續く。其求めの輕き者は暫く時月を經。其事の重き者は歲を竟へて始て還る。府倉の下に客宿し。閭閻の間に賃寄す。若し病身を纏ふて手足隨はされは。官舍督察するも病を養ふの處に非す。主家爭ひ趁くも皆死を惡むの人なり。遂に道路に露臥して風霜に暴死せしむ。縱ひ時有て痊愈を得るも。亦飢寒を以て死する者十にして七八なり。其此の如きを見て心深く之を恤む。聊か續命院一處檜皮葺の屋七宇を建て。鼎一口。墾田百十町以て飢病に擬せんとす。志有て力無し。萬一を庶幾ふ。地隔たり人遠くして執檢するに周ふし難し。轉して以て人に屬せは更に疎廢を增さん。若し遂に公力に因らすんは恨らくは心願の徒に已まんことを。伏して望らくは府監或は典一人。及ひ觀音寺の講師をして其事を勾當せしめ。相替るの日一事已上皆實に依て勘付し。若し修理を加へす破損を致さしめ。及ひ法に非すして費用するの類は。竝に官法を以て論せんと。未た上聞に及はすして岑守物故す。其家大臣に就て追て以て陳請す。勅報に曰く。黎甿を撫せんことを思て鑒寐 鑒疑くは寤の誤)に忘れされとも。宇縣寛遠にして控告を聞こと無く。此奬納を見て爰に忠概を知る。速に所司に令して請ふ所を允さしめよ云々(續日本後紀。類聚三代格)。十五年三月二十一日太政官符。前相

模介從五位下橘朝臣永範の解を得るに曰。去し承和十一年(古寫三代格承和十一年より十四年に至るに作る。是に似り)。俸料の稻一萬束を以て救急院を造立し。空閑の地を開發して(地三段。屋三字。三間板葺屋一字。草葺屋一字。五間布施屋一字。四面築垣開田五十町。見開二十町。未開三十町。已上愛甲。高座二郡)。其地子の稻を納め。調庸を運進する百姓の尤も窮し並に貧にして自存すると能はさる者に班給す。承和十四年より總て一千一百五十八人。玆に因て郡司。百姓等民悅狀を錄して每年官に申せり。唯公事を濟すのみに非す。兼て復民の急を救へり。脫し官帳に附せされは往々棄置せられん。望請ふ永く公帳に載せ以て後代に傳へん。但破損有るの日は地子の內を割き。留めて以て修理の料に充てん。勅す請に依れ(類聚三代格)。文德天皇仁壽三年十月十一日太政官符。攝津國の解を得るに曰く。大輪田船瀨の石椋風波を起す每に頗る破損を致す。其功程二十人以下須く支度し。官に申して修造すへし。而して官に申すの後報を待つの間。少破の物彌大損を致す。望請ふ每年船瀨莊田の稻二百束已下を以て。國司檢校を加はへ永く修造せん。但非常の損は官に申して修造せん。宣す請に依れ(類聚三代格)。(延喜式に。船瀨功德田。造船瀨料田あり。類聚三代格に。大輪田の造船使あり。播磨國魚住の船瀨あり。功德は蓋し僧家の說に與り。舟行の爲め石瀨を疏淪する等。皆此田稅を以て其費用に充て。造船瀨料田は造船及ひ河瀨修理の料に充つるものなるへし。因て併せて此に採錄す)。淸和天皇貞觀二年六月二十九日。土佐國播多郡の地一十町を。施藥院に賜ふ(三代實錄。類聚國史)。凡そ諸國の健兒は皆徭役を免す。唯志摩。駿河。武藏。飛驒。上野。下野。佐渡。播磨。長門。阿波。讃岐等の國は徭を免す。畿內は課役を免す。其食畿內は桑田の地子を用ふ。餘は國營健兒田を以て之に充つ。出羽國は出擧して之を給す。隱岐國は國造田三町の地子を以て之に充つ(民部式)。(健兒は日本紀にちからひとゝ訓し。平家物語にこんていわらはと云へり。和訓栞に云。こんていは健兒の轉音也。武家の足輕の類なりと。又下學集に。健兒所は中間の居る所なりと。以上の文を以て考ろに官の爲に力役する者にして。諸國の出す所なり。凡そ其出す所の國其資料を備ふ。之れを健兒田と曰ふ)。凡そ諸國貢する所の膂力婦女は其房徭を免し。並に田二町を給ひ以て資粮に充つ(民部式)。凡そ采女を貢する郡は各養田三町を置き。仍て郡司主帳以上をして作らしめ。其營種は各穫稻を割て以て佃る料に充て。殘る所は米に舂き若くは輕物に交易して其主に送納す。運賃は便ち稻の內を用ふ。路程僻遠傭賃多しも雖も。二町の內を割くこと勿れ(民部式)。凡そ攝津國の惇獨田は。國司營種して穫る所の苗子は。每年官に申し處分有るを待ち。然して後充て用ふ(民部式)。右の名義の田は。中古以來廢せられしものなるべし。

サツマ 薩摩は。西海道極西の國にして。鹿兒島。谿山。給黎。揖宿。頴娃。河邊。阿多。日置。薩摩。伊佐。出水。高城。甑島の十三郡あり。氣候は常に溫暖。二月の半には櫻花の開くを見る。山幸海幸の多き國ゆゑ。サツマとは云しなるべし。和訓栞に。薩人の守る島の義なるべし。古へ隼人の國とも云しと云へり。國中の大河を川內川と云。山は開聞山。紫尾山等の諸山あり。開聞岬と大隅佐多岬と包擁せる海灣を鹿兒島灣と云。島嶼には甑島。長島あり。鹿兒島は都會の地にて西海道中人口最多く。凡五萬四千餘人といふ。古昔より島津氏の管する所なり。明治四年縣廳を建置かる。同十一月。琉球を併管す。九年八月宮崎縣を併管す。明治五年沖繩縣を置き。同年宮崎縣を再置す。二十九年三月法律第五十五號を以て。鹿兒島郡及谿山郡。並大隅國北大隅郡を廢し。其の區域を以て鹿兒島郡を置き。薩摩國に屬し。又揖宿郡及馭謨郡を廢し。其區域と給黎郡を廢し。其の區域の一部(喜入村)とを以て揖宿郡を置き。又川邊郡を廢し。其區域の一部(川邊村。加世田村。東加世田村。西加世田村。勝目村。東南方村。西南方村)と給黎郡に屬せし區域の一部(知覽村)とを以て川邊郡を置き。又日置郡及阿多郡を廢し。其の區域を以て日置郡を置き。又薩摩郡。高城郡。南伊佐郡及甑島郡を廢し。其の區域を以て薩摩郡を置き。又川邊郡に屬せし區域の一部(硫黃島。黑島。竹島。口ノ島。臥蛇島。平島。中ノ島。惡石島。諏訪ノ瀨島。寶島)を大隅國大島郡に編入す。」物產は薩摩絣。煙草。砂糖。薩摩燒などの諸品あり。尙大隅の條を參看すへし。

サツマイモ 甘藷は。關東地方にては。さつまいもと稱すれども。九州。中國。四國邊にては。普通にからいも。又はりうきういもと稱せり。日本食志に云ふ。甘藷は明の萬曆中初めて支那に入り。暫くあつて琉球に渡り。元祿十一年の秋。琉球王之を薩摩に傳ふ。寶永元年薩摩より之を長崎に傳へ。享保二十年漸く江戶に來る。されども未だ人民一般の口に入らず。幕府僅かに其の種を小石川の藥園に用ひ。延享年間に至りて。大に蔓延す。或は云ふ(官報)。寶永年間薩摩國揖宿郡山川鄕の利右衞門と云ふもの。琉球に渡り。甘藷の種を得て歸り。四方に傳播せしめたりと。亦或は云ふ(明君享保錄)。德川吉宗甘藷の種を薩摩に取り。諸國の代官に命して。移植せしめたるに。容ち魚形に似。庶民未だ見馴れずして之れを喰はず。故に林大學頭に命じ。甘藷の功を書せしめたり。また松村任三の普通植物に。抑も本邦に

之を傳來したる年代は。林道春の多識篇に。漢名の甘藷を譯して。つくれいもと見えたり。當時未だ本邦に渡來せざりしなれば誤譯したるなるべく。其れより以前の書には此の名を見ず。成形圖說に據いば。元祿の初年沖繩にて儀間親雲上（ギマパイキン）と云ふ者渡唐しける時。福建より甘藷の種子を得て歸り。初て之を栽培すと見えたり。內地にては是れより以前。薩州川邊郡坊の津（又からのみなと云ふ）に。外國の商船來りて互に市をなせる時。之を齎せりと言ひ傳ふ。其年代を慶元の頃なりとせり。本邦に此の年號なし。思ふに誤ならむ。兎も角も之れの本邦に渡來せしは。元祿以前の事なるべし。今琉球にては殆ど之を常食となせり。臺灣及小笠原島亦之を產す。宮古島にては。ぃも。と云ひ。與奈國島にては。うんてんと云ふ。さつまいもにも種々あれども。概して赤と白との二品たるに過ぎず。其の他は土地の適不適に因りて味の美不美を生ずるなり。關東諸州に廣く栽培するに至りしは。享保十七年乃至二十年以後なるべし。これ元と南米の產なりしが遂に至る所に傳播するに至れり。人これを蒸して食ひ。煮て食ひ。燒きて食ふのみならず。之を乾して長く貯藏すへく。又澱粉を製し。飴を造り。蒸溜して酒を釀す。且つ若き莖及葉は蔬菜として食ふ。印度地方にては此の根を緩下劑に用ひ。又葉と莖とは家畜を養ふの料に供せり云々と見えたり。」嬉遊笑覽にいふ。かぼちやの小なるを唐茄子と名付。はやり出しは明和七八年の頃なり。唐なす。さつま芋の類は初ものとて賞する人もなし。此二種享保ころ迄は江戸にはなきものなり。元文の頃より近國にて作り出す。薩摩芋は。青木敦書が功にて次第に行はる。世に此人を薩摩芋先生と稱す。今は大に民間の助となりて。燒芋賣る所。何れの町にも二三ヶ所あらぬ所もなし云々。江戸附近へ甘藷の栽培を促がせしは青木昆陽（敦書）の力なり。墓は目黑村にありて。甘藷先生の墓と稱し。今に市內甘藷の賣買を業とするものは。時々その追善を營なめり。薩摩芋燒芋」は寬天見聞記に昔は燒芋と云ものなし。寬政の頃より大小かしにて。薩摩芋を蒸して賣りしを始とす。夫より神田辨慶橋東に甚兵衞橋と云ふ小橋あり。今は土ばしとなりたり。此橋際に原の燒芋とて賣初けりとあり。是燒芋。ふかし芋の始なり。往時は行燈の看板に八里半又は十三里などしろせり。九里（栗）にちかし。又九里（くり）四里（より）佳味なりとの洒落なり。今は用ゐず。東京附近にありては川越芋を本場とし。下總等より出つるもの之に亞ぐ。

サツマガスリ　薩摩飛白は。もと琉球の產の綿布なり。されど薩摩を經て諸方へ販賣するゆゑ。古へより薩摩がすりといふ。紺地に白くかすりを出せるを紺薩摩といひ。白地なるを白薩摩といふ。山藍にて染るゆゑ。藍色久しく保つといふ。又元文中薩摩の織工琉球の製にならひて。絣木綿を出せり。これより久留米絣（天明）。大和絣（文化）。伊豫絣（文政）。佐々絣（同）。所澤絣（天保）など出で。今日に至るも夏季絣木綿の用殊にひろし。

サツマジヤウフ　薩摩上布。生麻の精品を以て。織り成せるものにて。これ亦琉球の產なれども。昔しより薩摩を以て稱すること薩摩がすりの如し。山藍染にてかすりを織り出せり。帷子に製して着用す。甚た精好のものなり。

サツマヤキ　薩摩燒。薩摩國にて製出する所の陶器なり。工藝志料に。薩摩燒は薩摩國に於て製す。其の窯數處あり。而して苗代川村の窯を以て最も大なりとなす。方今流布する所の器は多くは此に出づ。慶長年間豐臣秀吉朝鮮を伐し時。國主島津義弘彼の地にあり。歸るに及て其の地の陶工十七人を携へて來る。其姓は伸氏。李氏。朴氏。卞氏。姜氏。陳氏。鄭氏。車氏。林氏。白氏。朱氏。崔氏。沈氏。盧氏。金氏。何氏。丁氏と云ふ。義弘之を鹿兒島の高麗町に居らしむ（爾後各家互に相嫁娶し。言語頭髮共に舊俗を存す。今日に至ては五百家の多きに至り。苗代川村邊に一部落をなし。男女一千四百五十餘人ありといふ。常に陶埏を事とす。明治四年より以來始て我が國民と同一の權理を享ることを得たり）。是の中良工を選ひて大隅國帖佐に徙して。點茶家に用ふる所の茶壺茶器を造らしむ。其質緻密にして青黃黑を兼だる釉を施す。而して其の中に蛇蝎と唱ふる白色の凝釉の斑々たる有るを以て良とす。」寬永年間窯を帖佐より再び本國堅野へ移し。又磯の田野浦へ移す。營業の便なるに依るなり。初朴興用（前の十七人の一人なり）といふもの。最も巧手にして白土を其の國の處々に檢出し。苗代川村に於て開窯す。良陶と稱する者はこれより始まる。是に於て工人多く此地に移り白磁に類する純白透明の器。又朝鮮撰造の刷毛條三島（三島とは往昔伊豆國三島に於て極めて細字の曆を刊行せり。其曆の如く細きと云義にて。俗に細きものを三島といふなり）及寸古祿（寸古祿は外邦の名なり。其の地より出す所の陶器に傚ひて製す。故に名と爲す）を製出す。爾來其の巧益々進步す（田の浦に於て製する所の者も。世人或は帖佐燒といふ）。寬政年間。國主島津齊宣工人に命して。白瓷に金襴の綵紋を着せしむ。名づけて錦樣といふ。世人之を愛賞すること諸國の瓷器に超えたり。是の時に當て大隅の帖佐の陶業は既に廢絶す。而れども同國龍門寺といふ地に於て帖佐樣を再び造る。今仍存す。又鹿兒島鹽屋の地に本多源之助といふ者あり。共に瓷器を製し

て其の國の用に供す。各地の工人業を傳へて今に至る」と見えたり。また橫井時冬調査（三十三年七月官報）に曰ふ。陶器に就ては鹿兒島市の田の浦。日置郡下伊集院村字苗代川等の製陶場を視て其大略を調査せり。」苗代川は慶長八年朝鮮歸化人を移しゝ部落にして壺店と稱し。壺瓶類を製せし所にして。其土人を壺人と呼へり。大苗代川の錦手は。齊彬公のとき朴正官の田の浦工場より苗代川に歸るに及ひて。大に進步し。一般に販賣することになれり。然れとも維新の際堅野。田の浦の藩窯何れも廢せられ。苗代川の陶窯も共に衰頽せしかは。鹿兒島縣に於て玉山陶工場を設けて。漸く薩摩燒の面目を維持せられしか。其後同七年に至り。沈壽官縣廳より右の工場を讓り受け。同八年工場を苗代川の藤の尾に移し。玉光山陶工場と稱し。四方に散在せし陶工を集め薩摩燒を再興せしかは。外國へも輸出せしか。京都粟田に於て盛に薩摩燒摸造品を製造せしより頓に衰ふと云ふ。田の浦は元齊彬公の時苗代川の陶工朴正官をして陶窯を築き。錦手を燒かしめられし所なりしか。維新後一時廢窯に歸せしを。明治十年西南の役後。陶工業によりて一工場を設置せられたるも。其後屢〻製造人代て進步せす。年を逐ひて退步の狀を呈せしを以て。同二十五年鹿兒島市の陶工慶田茂平別に一工場を建てゝ。專ら錦手の外國貿易品を製造せり。然とも精巧なるものに至ては。鹿兒島市の陶畫工左右齋如雪（肥後新造）に及ふものなし。鹿兒島縣廳の調査によれは。苗代川職工五十五人。其價額二萬五千四百圓。田の浦職工十二人。其價額三千八百五十圓。この他始良郡加治木村。薩摩郡平佐村に於て製するも。其價額極めて少し。今又鹿兒島商業會議所に於て調査せし。鹿兒島市商品集散表によれは。其總價額六萬六千四百十五圓にして。其中橫濱。神戶。長崎等へ輸して外國貿易に供せしもの僅に一萬三千餘圓に過きす（按するに縣廳の調査と。商業會議所の調査との著き差異あるは。鹿兒島市に於て給付をなし。價格の騰貴したると。琉球等へ輸出する他國産を含みたるを以て也）。要するに近時の如き。白地竝に錦手の粗雜に流るゝに於ては。內地用は勿論外國貿易品たること能はさるに至らん。若し單に價格の廉なるを以て貿易品たることを得るものとすれは。到底京都の粟田に及はす。內地用の品としては。土質脆弱なる陶器なるか故に。普通の飲食器に適せす。且有田。三河內なとの如き堅牢なる磁器に比し。價の高價にして而も粗雜なるに至りては。將來益〻衰頽に陷らん。近年元大村藩の領地たりし下波佐見村地方に於て廉價なる飲食器を製出するに至りしか如き。當地の陶業家にとりては大なる影響を蒙るに至らんかことあり。

サド　佐渡は。越後の海上。西北。水程十五里（越後寺泊港より本國赤泊港に至る）に在る一孤島にして。北緯三十八度の緯線。其の中央に亘る。廣袤は。東西約七里餘。南北約十一里。周圍約五十三里十町五十二間半。之れを區劃して三郡とす。加茂郡は北に在り。羽茂郡は西南に在り。雜太郡は西に在り。今三郡を合し。相川に治す。地勢は。全國の形殆んと鼓を欹つか如く。南北は濶大にして。山嶺重疊し。中央は漸く狹く。港灣を左右にして。纔に平夷なり。全島山國に屬し。河脈甚少く。平地稀れに。開墾普く至らす。而して金銀を產出する皇國の最たり。居民耕作漁獵を勉め。又採鑛を業とす。氣候は酷暑約九十三度。極寒約三十度。四季陰晴定まらす。冬日常に雪深く。風濤殊に險惡也。」物產の主なる者。山は金。銀。其他諸金屬。水晶。瑪瑙。木材。藥品を出し。海は珊瑚。鱈。鮑。鰯。鯣。烏賊。鱶。河豚。海鼠。海草を產す。製造物は裂織。瑪瑙細工。鑄物細工等なり。」古國府を雜太郡に置く。養老元年。雜太郡を割て。更に加茂。羽茂の二郡を置く。天平十五年。越後に隷し。天平勝寶四年。復別れて一國と爲る。鎌倉府の初。播磨人。本間能忠來て國府に居り。世〻澁谷。藍原。土屋の三氏と。各〻地頭となる。承久三年。北條義時。順德帝を雜太郡和泉村に遷し。仁治三年に至て崩す。後本間氏守護を領し。從て河原田（雜太郡）に居り。同族分れて。澤根（同郡）。羽茂（羽茂郡）。新穗（加茂郡）の數邑に居る。天正五年。上杉輝虎小木港に上陸し。伐て之を降す。義子景勝封を襲ふに及んで。本間。潟上。澤根。羽茂の四氏。本土を四分して。自ら擅にし。約束を受けす。十七年景勝將を遣り。本間。潟上を擊て其族を殲し。澤根。羽茂を降して。其采邑を越後に移し。全國を併有す。慶長の初。豐臣秀吉景勝を會津に移封し。吏を遣て國事を管せしむ。關ヶ原役後。德川氏奉行を置き。河原田の古城に治す。後相川に徙す。王政維新。佐渡縣を置き。既にして改て相川縣と稱す。明治九年。相川縣を廢して。新潟縣に合す（兵要地誌）。

ザトウ　座頭。（マウジムを見よ）

サトガヘリ　里歸は。足利氏以後の風なるべし。王朝のころは婚儀は新婦の家にて開きたれば里歸の必要なかりしなり。里歸とは新婦の婚禮の夜より第五日にあたる日の早朝に親里へ歸るをいふ。これを五日歸りと名づく。其翌日聟の方の親類より里へ人を遣はし安否を問ふ。これを里見舞といふ。贈物あるべし。新婦土產物を携へ。里に行き。逗留すること五日にして家に歸る。此の間舅方には親族を招待し宴を張る花歸りとはこれなり。しかるのち膝直しとて舅の方へ聟を招

き兩家一門の親類睦じく語り合ふ。膝直しとは儀式全く畢りて後の無禮講の意なり、以上は盛式の婚儀なれど。普通には大方略して。五日目の朝新婦は先つ里へ歸り、其夜里方にては聟を迎へて宴席を開き。新婦は里方に逗留の事なくして。相携て歸宅するなり。近年極めて畧式にする風あり、婚禮の日。緣先の親族のみならず、里方の親族をも會し。婚禮と里歸りとを兼ぬる風あり。此の場合には其席は緣先の家にも非す、里方にもあらず。或る席を撰むこと多し。其の費用も兩方にて割合を定め分擔するなり。

サトカグラ 里神樂とは、上代神樂の變體なるものにして。中古よりありしが。其起源は詳かならず。樂家錄に曰く。里神樂者禁中殿上之外、諸社修行之神樂也、悉名㆓之里神樂㆒也（其法如㆓內侍所㆒）。但於㆓伊勢。石淸水。賀茂等㆒。有ㇾ勅被ㇾ遣㆓神樂㆒之時。不ㇾ在㆓此名限㆒也。又郢曲抄に云、よろづの神樂。里神樂などに。さいのをのこなどあつまりて、すゝしめの聲なん聞へ侍り。雲明殿のひろそはに。神樂して才のをのこめされて。神遊そあらぬか。今時さはがしく。ものゝ公事もをこたりはべり。田釋交名たにもとふ人なし。さいのあこ丸なん。いさまあり。めしてむかしのことゝもをとひ。夏神樂の庭火の歌なとを聞しに。夏神樂は河非の社にて歌をしへて。唱なんさそいひしそかしと見えたり。また歌舞音樂略史に曰く。祇園。大原野。吉田。北野。熱田。熊野。本宮。新宮。那智等の社は嘉禎元年十二月藤原賴經將軍の時。武家の沙汰として行はるといへり（以上樂家錄）。此等は何れも朝家なる御神樂の式に。さして異る事なかるべし。又杵築の大社。鹿島。香取神宮の如き舊社には。自ら古來相傳の神樂式ありて。殊勝なるものなり。其他諸社に行はるゝは。いはゆる里神樂といふものにして。古くは鼓。また銅拍子を擊て。巫女の舞かなでしものなるが。今はやうく新奇を競ひて。あらぬさまになり行く事。都會の地にては殊さらなり。」とあり、猶カグラの部を見るべし。

サトコトバ 廓語、吉原なる遊女の使ふ言葉を廓言葉といふ、嬉遊笑覽に云。吉原遊女の詞一種ありて。他に異なるやうなり。故に徒流が、なんせ。しんす、りんすなどを初めとして。餘國に聞かざる言葉多し。奇語と云べしと云へり。おもふに、これもと島原詞の名殘なるべし。浮世物語（一）。島原の處に、谷の戶出る鶯の。初音おぼろの聲を出し。又きさんしたか。はやういなんし云々。その盃これへさゝんせ、ひとつのまんしなど見え。又一代男（六）。島原詞に。有ますといふべきを。あんすと云へり、吉原詞の末をはぬるは是れなり。然るに。元祿中。由之軒がかける。誰袖海に、吉原ことば、ふつゞかなることを。えり出し記しゝ處。呼てこいといふを。よんできろ。いてくるを。いつてこひ。急げを。はやくうつばしろ、ありくを。あよびやれ。そふせよを。こうしろ、おそはるゝを。うなさるゝ。腹の痛むを。むしかたい。しやんなを、よしやれ、こそばいを。こそぐつたい、女郎のよこきるを。てれんつかふと云。是は唐音也云々。おさらばえ。さうさ。かうさ。おつかない。さうすべい。所からさはいひながら。島原の心では。さてもうつくしい顏して。けうこつな物云ひと。なんぼたしなんでも。吹だささいふ事なしと有り、此內今もみな。人のつかふ詞もあれど。大かたは。むかしの奴ども。六方ともいへる詞なり。是は男子の內にも。一種の鄙言にて。俠氣を好むものゝ詞なり。其頃は。遊女もこれをこのみ。奴の名を取たる者なともあり。（奴とも金ぴらとも云へり、松の葉の。春こまさいふ長歌。こちの町のよねたちは。いきもはりもつよいは、きんぴらだんべい。是土佐淨るりの。金平よりいふなり。又金時さもいへり。溫故集。遊女歲旦「盃や金時らしき初笑」といふ句あり、又紀逸が、六玉川、金ぴらは。女にありておもしろき、今も男めける女子を。金平といひ。きやんといふ。きやんは俠なり）。それらは。つかひたる詞の移りたるものとみゆ、その內てれんは。唐音なりとあるは、吉原徒然草（寫本）。えびすのこはき宗旨あり。それに引入むとするが如く。だます詞を。てれんと云なりといへり。今普く人の用る詞にも。彼奴詞殘りたるも少からず。」すゐといふ詞は粋にて。拔粹の上略となむ。ぐわちは。松の落葉。一中節。萬屋助六道行。そもまゐ。わしが氏神は。ごうした。ぐわちな神さまぞ云々。そのかみ江戶にも、つかひし詞とみえて。吉原大枕に。やかましきもの、ぐわち大よせとあり。舊說に、月の音にて。かく異名せる客は。此道に至らずして。物しりたる面かげをうつせども。粹に及ざる故に、水の月にたとへ。月といへりとなり。其理聞えがたし。もと呆癡などの誑言にや。かくいふも。亦ぐわちるか。」ぬめる。しやら。わさくれ。のさはるなどいふことは。皆昔のはやり詞なり。宇巨美のすけ草子（慶長九年）、夢のうき世をぬめる。やれあそへや。くろへ皆人云々。[illegible]草（寬永）。當世だてとて。遊女。ぬめり男。吾吟我集序（慶安）。今ぬめり歌。天下にはやるも。四つ時。九つの眞晝になむ有ける。其外にも太夫がぬめり道中などいへること多かり。元祿の頃岸野次郎三といふ三絃ひき。古き唱歌を好み尋ねさぐり。三絃の妙を得たり。人に望れて。ぬめりを十七段に引わけたりとぞ。ぬめりといふ曲節ありとみゆ。今も淨るり作者の文章、緣語をつられたるを。ぬめるといふ。滑字の意なるべし、しやらは。似せもの語、若きもの。傾城に

馴染める處。男つゞけ買にして。常に女と向ひ居りければ。女いとしやらなり。金もいとうせなむ。かくなかひそさいひければ。「おもふには忍ぶるをもわんざくれ。おひにしかればさもあらばあれ」といひて格子の内になれば。例のこのかうしの外には。人のみるをもしらでのさばれば云々。竹齋物語。踊の小歌。心盡しの内裡はうこやしんくしながら。殿はもたいで。若きが二度と有物か。あらしんきや。わざくれ。悔草（正保四年）に。我も昔は夢のうき世。わざくれと迷ひしことを後悔。江戸小網町なるわざくれ橋のをは。見聞集。そゞろ物語に出たり。慶長年中の異名なり　江戸土産咄。誰が百年を送らん。なんのわざくれ。一寸先はやみ云々。永代藏に。はかどらぬ算用すてゝ。わざくれ心になりなど。後にもあまた見えたり。和訓栞に。わざくれの。くれは是の義なるべし。又云。好事の意なりといへるは通じがたし。わざは事なり。くれは榑にて物のはしくれなどいふにて。萬事をはしくれとして擲ち拘らで。遊戯三昧となる意なり。又可笑記（三）。傾城は油さろ〳〵かれ黑く。薄げしやうに。花車めかして。しやらなる風情。大幣（うきよ組）。「誰もうき世はかりの宿。さのみ人をつゝまむよしや君しやらり」。續山井に。「月花はしやらなり風の絲柳」。しやらつく。しやらくさい。皆同語と聞ゆ。箕山云。しやらつくは。語るにざれごとを交へいさむる貌をいふ。是戀の一がゝりなり。原本洞房語園。傾城のことばに。餘情を好むものを。しやらくさいといふ。此起りは。越前の三國あたりにては。遊女のをなしやらと云ふとあり。今もおしやらくと云。もと洒落の字より出て。其義さま〴〵に移りたるなり。のさばるは。無名抄歌の評に。のさなる處とあり。圓光大師傳（二十三）。上人ある人に返事の中。身の毛もいよだつほどに思べきにて候を。のさに思召候はむは本意なく云々。太平記秀詮討死條。いと閑かに馬を飼て。のさ〳〵としてぞゐたりける。東海道名所記島原の處。しどろなるはな歌をうたひ。のさばり行。のさは。のすの義。のさ〳〵などいふ是なり。ばりは。ふりの俗言なり。態字の意と見るべし。」異本洞房語園に云。總して廓と云ふ處には。里語とて外處とは違ひたる言葉あり。分て武陽の廓なる里語は。一と際耳立たる事多し。ある老人の言へるは。爰なる里語は如何なる遠國より來れる女にても。此言葉をつかふ時は。鄙の訛り抜けて。元より居たる遊女と同じに聞ゆ。この意味を考へて言ひ習はせし事也とぞ。去ればなんせ。しんす。みんすなとを始として。餘國に聞かさる詞多し。猶豪家には其家にて行はるゝ言葉あるべし」とあり。又關根金四郎の江戸花街沿革誌に云く。里言葉も亦普通の言語と同じく年代を經るに從つて多少の變遷を免れず。例へば明和の頃までは。ゆきなんせ。來なんせなど云ひしも。天明の頃より文化の頃に及びては。おいでなんし。來なんしと云ひ。又四五年の後には。おいでなんしえ。來なんしえと變りぬ。お賴み申んすと訓れたりし詞も。文化の末には。おがみいす。或はおがみすの類となり。昔はござりんす。ござんす。ありんす。ござんした。ござりんしたなど云へるも。文化以降は。おざんす。おざいす。おざりいす。おだんす。ざんす。ざいす。ざります。おつす。おす。ありいすなどゝ轉じたり云々　文化の頃の諺に「秋扇屋。しつたか玉屋。ざんす丁子屋。おす松葉屋」と云ひ囃せり。尙は妓樓によりて言葉の異れる事は。天明八年出版の京傳が傾城觿に出でゝ。世人の略ゝ了知する所なれば玆には詳にせすとあり。又深川に遊廓ありし時。其の地の言葉は。おつす。ざんす。はんな。せえしなど卑くして且つ俠なる物言ひなりしと。當時の小說本に見えたり。【はさみ言葉】嬉遊笑覽に云く。明和七年辰巳園と云ふ册子に。「唐言（カラコト）と名づけて。五音を挿みて言ふ事。人の知る所なれど。爰にあらはす。アカサタナ此通りへカの字。イキシチニ此通りへキの字。ウクスツヌ。此通りへクの字。エケセテネ。此通りへケの字。オコソトノ此通りへコの字。右の如くカキクケコの五音の字を付け言ふなり。例へは客と云ふ時はキヽヤカクヽ。又女なと跳る時は付字にて跳るなり。女はオコンナと云ふか如し。清濁は本字にて濁るなり。此外にシ付。キ付などゝ云て。其の時に應じて。一字置きに付るなり。口付けて云ふ時は如何やうにも早く言はるゝなりと有れば。此事寶暦の末頃より始りしにや。云々」とあり。按するに今はキヽヤカクヽ。オコンナカと云ふ。又シ付とはオシンナシ。キヤシクシなど云ふなり。又カキクケコの代りに。ラリルレロを付けて。キヤラクル。オロンナラなど言ふもあり。又今往々行はるゝ隱言葉に。手にて話す法あり。恰も啞の話法の如し。例へば。イは手の指にて假名のイの字の形を作り。ロは兩手にて船の櫓を押す形をなし。ハは口を開きて指にて齒を指し。ニは手にて荷を擔ぐ形をなし。ホは頰を指すが如く。濁音は手を二度續けて振るなとの方法なり。

サトヲサ　里長。（ナヌシを見よ）

サナダオリ　眞田織。（カムバタを見よ）

サヌキ　讃岐は。南海道に屬せる國にして。古事記に伊豫之二名島云々。讃岐國謂二飯依比古一といへる是なり。記傳に和名抄に佐奴岐。この名義未だ思ひ得ず。强ていはゞ古語拾遺。神武天皇御世の事どもを云る所に。又手置帆負命之孫造二矛竿一。其裔今分在二讃岐國一。每年調庸之外貢二八百竿一。是其事等也と見え。臨時祭式

に。凡榫木千二百四十四竿。讃岐國十一月以前差二綱丁一進納さある。是に因て思ふに竿調國かさ云り。」此國四國の東北に位し。山嶽は象頭山あり。琴平神社（大國主尊とす）を祀る。人のよく知る所也。灣は志度の浦最名高し。海上に島嶼多し。小豆島。鹽飽島最大なり。」高松は一都會なり。天正の頃仙石越前守秀久之を領す。慶長七年。生駒讃岐守一正に賜ひ。正俊。高俊續て之を領す。寛永十九年水戸中納言賴房の長男。松平讃岐守賴重に賜ひ。代々これを領せり。丸龜も一の都會なり。萬治年間より京極氏代々これを治す。明治四年四月。丸龜藩を廢して縣とす。七月廢藩置縣。十一月高松。丸龜二縣を廢して香川縣を置く。六年二月名東縣へ合併す。八年九月再び名東縣を割きて香川縣を置く。九年八月香川縣を愛媛縣へ合併す。二十一年十二月再び香川縣を置く。三十二年法律第四十一號を以て。大內。寒川二郡を廢して大川郡とし。三木。山田二郡を廢して木田郡とし。阿野。鵜足二郡を綾歌郡とし。那賀。多度二郡を仲多度郡とし。三野。豐田二郡を三豐郡とせり。產物は砂糖。鹽など其おもなるものなり。

サチカツラ　五味子。本草綱目に云。五味子は皮肉甘く酸く辛く苦く。鹹き味ありて。總て五味具はる故に名く。春苗を生ず。赤き蔓高木に引く。其長さ六七尺。葉尖り圓く。杏の葉に似たり。三四月黃白の花を開く。蓮花の狀に類す。七月實のる。莖の端に叢生す。豌豆許の大さの如し。生は靑く。熟すれば紅紫也とあり。猶その油を以て髮に塗りし事は。カミノフウの條に載せたれば參看すべし。

ザフシキ　雜色。和訓栞にざふしき。藏人所雜色など見ゆ。職原大全に。雜色は良家子補之。良家子諸大夫之子也と見えたり。大雙紙には。武家にはざつしきは中間よりはさがる。むまやの者よりはあがり也。公家には中間をざつしきといふと見えたり。今の雜色は義滿將軍の時より始りて。京師の四境を警固せしむといへり。室町殿五節句次第に。䈥の雜色とあれば。䈥者と同しともいふめり。通典に今州縣官有二雜職者一。掌レ行二鞭捶一とも見えたり（以上和訓栞）。また東鑑に。賴朝の雜色に時澤鶴太郎宗光。定遠信方などいふ名見えたり。保元物語に。源太が生衣と膝丸とは嫡々に傳ふる事なれば。雜色花澤して下野守のもとへぞつかはしけるとあり。何れも卑官の稱と見えたり。

ザフス井　雜炊。大根葱および鷄卵など入れ。煮出汁にて飯を柔かに煮たるを雜炊といふ。すまし露にせずして。味噌汁にせるもおなし。貞丈雜記に。みそうづの事をいふ。俗にざうすゐと云。古今著聞集卷十八（飮食の部）。俊賴朝臣秋の末つかたに。田上といふ所にまかりたりけるに。いねをかけつみたるを。あれはなにといふいねぞととひければ。法師子のいねなりといひける。又あしたにきのふの法師子のいねにて御みそうづさてゝはせたりければ。よみ侍りける「きのふ見し法師子のいねよのほどに。みそうづまでになりにけるかな」（法師子と云は稻の名なるへし。いねに色々の名あり）と見えたるも今の雜炊のことなるべし。猶粥の條を併せ見るへし。

ザフニ　雜煮。新年三箇日の朝。雜煮を食ふこと古き習俗なり。これを雜煮を祝ふといひ。又かんを祝ふともいふ。すましの露又は味噌汁に大根。午房。芋。昆布。乾あはひ。いりこ。菘などを入れ餅を煮る。色々の品を雜へ煮るゆゑの名なるへし。江戸近世の風は。すましの露に餅と菘を入たる極めて單純なる品を用ふ。伊勢貞丈の說に。雜煮の本名をはうざうさいふ。烹雜の字は公家年中行事にありといへり。また一話一言に池田氏筆記を引て。烹雜。生のもちへ烹たる小豆を置。向ふに小角に鰊鰤と莖とを置く。四季ともに同じ。禁中に雜煮なし。今時の雜煮と云は烹雜より始るなりとあり。按するに烹雜は則烹まぜなれは。雜煮と同し意なるべし。新年三箇日のみならず。年賀の客には雜煮を饗すること通俗の禮となれり。また冬月の食物なれは。寒き間は街上しる粉屋にて雜煮を調製して。客の需めに應ず。鴨雜煮。しつぽく雜煮などの品々あり。

サフラヒ　侍。さふらひと云ふ名稱は。さふらふの動詞より轉じて。名詞となれるものなり。德川氏のとき。大小の二刀を帶する者を俗に侍と云ひて。武人の通稱となれり。和訓栞に。侍又伺候の字をよめり。今の簡牘の詞語に候と書てさふらふとよめるは。古へ侍ると云へる意也。されはさふらふもはべるも同語なる事知べし」とあり。職原抄云。侍者。此抄所々稱二五位六位侍一。頗不二古體一歟。但准二近日之俗一所レ號レ之也。弘安之比被レ定二書札禮一之時。被レ書二五位六位下北面一畢。又公家稱二諸司官人一是也。凡稱レ侍者親王大臣以下諸家恪勤之名也。此中賞二譜第一賤二放埒一事古來之儀也。諸大夫之家者不レ仕二諸大夫一。仍世會之名家殊撰二仕重代侍一云々。抑至二武士一者昔無下不レ屬二源平兩家一者上。其子孫皆稱二譜第一。鎌倉右大將同右大臣昇二將相一之後。諸大夫後胤或新加之輩雖下立二本秩一自列中昇進上。重代武士强不レ存二差別一云々。兩家元諸大夫也。其時已入レ肩成二一列之好一故歟。官位昇進事。彼此各可レ因二准先例一。不レ應レ任二我意一者也。此外本所侍品。或列二諸道一或傳二一藝一之輩種類繁多。不レ遑二羅縷一矣。」按するに。禁中伺候侍衞する所の瀧口。院御所の北面。東宮の帶刀

抔。侍といふ也。參看すべし。また武家に侍所別當。所司。所司代等。侍所に就ての職名あり。武家職官考に。【侍所別當】總二領宿衞諸士一。又掌二檢斷決罪等之事一。有レ事則攝二軍奉行一。總二統戎事一。軍國機務。無レ不二參與一。是以人望所レ屬。威權隆赫。雖二執權一不レ能レ壓。【侍所】稱二諸士宿直侍衞之所一。侍字出レ於二候侍之義一。一轉遂爲二士人之稱一。(侍所之名。其來尙矣。天元五年。藤遵子立后之時。補二侍所別當。及侍所長一。遠侍者。大番侍者等之職一。事見二小右記一。蓋皆祗二候中宮一者。長則鎌倉之所司也。又攝家淸華置二侍職一。稱二其直所一爲二侍所一。平淸盛置二侍所一。以二藤原忠淸一爲二別當一。擬二淸華一也)。治承中。始以二和田義盛一爲二別當一。梶原景時爲二所司一。共奉二行庶務一。正治中。景時被レ誅。義盛獨專二局務一。(建久中。景時詐謀。奪二義盛之職一。至レ是義盛復レ舊)。終與二北條氏一相軋。致二赤族之禍一。於レ是北條義時。以二執權一兼二別當一。後例爲二執權之攝職一。(吾妻鏡)。蓋恐二權勢之他移一也(嘉元中。北條宗方。不レ爲二執權一而補二此職一。蓋一時變例也。又按大友系圖云。能直仕二右大將家一。以レ功補二侍所別當一。是蓋謬三導能直爲二所司一耳。義盛死後。無下非二北條氏一而爲二別當一者上)承久中。設二【小侍所】一。以指二揮諸士一。於レ是此職特掌下警二衞非常一。罰中殛有罪上。然至二大事一。則與二小侍所一共進二退諸士一如レ故。至二室町氏一廢二此職一。以二所司一總二攝局務一。【侍所所司】爲二別當之次官一。指二揮諸士一。又攝二軍奉行一。鎌倉之初。以二梶原景時一補レ此。與二別當和田義盛一。執二行庶務一。威權之隆。猶二別當一也(又當二事務繁劇之時一。以二其子姪一爲レ佐。見二吾妻鏡一)。景時死。三浦義村。平盛時等爲二和田氏之佐一。而無二所司之稱一(吾妻鏡)。及三北條義時爲二別當一。復置二所司一。(員數未レ詳)。泰時加置爲二四人一。而其權勢已衰。非二梶原氏之比一也。至レ設二小侍所一。以三局務不二太劇一。不三復置二所司數人一。執權家宰長崎氏獨補レ此。後世襲焉(吾妻鏡)。至レ是所司。分則家臣。而權勢反過レ舊。殆擅二政柄一。以三其攝二執權家政一也(室町所司代職類レ之)。室町氏廢二別當一。置二所司一員一。以總二領局務一。又統二攝洛中雜事及山城之采邑封田等。遵行以下諸務一。(遵行。謂レ賦三與田地於二其主人一)。是以此職又兼補二山城守護一。以三其便二職事一也(當時俗單稱二侍所一)。初以二今川。細川。畠山。山名。土岐。佐竹諸名族一更補焉(侍所沙汰篇。太平記。花營三代記。佐竹系圖等)。後定以二山名。赤松。一色。京極四家一互補レ之。稱二四職一。又指二在職之人一爲二當職一(季瓊日錄)。至二長享延德之際一。此職竟廢。爾後以二侍所開闔一。總二掌局務一。關東足利氏。倣二室町一置二此職一。初以二佐竹。千葉等東國名胄一。互任二用之一。應永之後。爲二千葉氏之世職一。(鎌倉大草紙。年中行事)。【所司代】亦侍所所レ置。鎌倉不レ聞二此職稱一。而庭訓往來。太平記等。既有二此稱一。則不レ可レ爲二必無一。蓋此職。本侍所臨時所二私設一。故無二定稱一也。

室町氏常定置二此職一。例以二所司之家宰一充レ之(或用二諸司代字一)。雖二陪臣一。亦得二權勢一。殆抗レ于二所司一。(猶三政所代。威權比二政所執事一也)。文明之後廢二所司一。此職隨廢。其後七十許年。至二光源公一。三好長慶。掌二握政柄一。稱二所司代一(小田原記)。當時無二所司一。而特有二此職一。蓋長慶威權赫奕。猶二侍所職一。惟以二其門地之下一。不レ得三直爲二所司一。故加二代字一。其名雖レ同。職掌至レ是一變(是與三佐々木定賴。朝倉義景等。爲二管領代一同例。當時無二管領一)。靈陽公入洛之時。命二佐々木義賢一爲二此職一(安土日記)。倣二長慶之例一也。義賢固辭不レ受。此職又絕。至二織田豐臣氏一。沿二其例一。不三復設二侍所諸職一。而獨置三此職于二京都一。以總二掌都下庶政一。後爲二定制一。間或稱二京都奉行 (秀賴事記)。京都代官一(當代記)。其職掌之變可レ見矣。(大阪軍記。稱二奈良奉行一爲二奈良所司代一。大友興廢記。稱下奉二行市中檢斷一者上爲二所司代一。以三其似二此職一。假二稱之一也)。【小所司代】所司代之家人佐二其職務一者(親長卿記。東寺執行日記)。或稱二又所司代一(康富記)。猶下守護代置二小守護代一。代官設中小代官上也。此職亦與二所司一同廢。侍所開闔。主二掌局中簿書文事一。不レ管二檢斷決罰等一也。開闔之目。出レ於二用捨進退之意一。稱下總二攝其局中諸政一者上。故有二政所開闔(言二政所執事一)、地方開闔(地奉行)。神宮開闔。紛失開闔(問注所執事)諸職稱一。皆出二俗間稱呼一。而此職與二神宮一。則爲二一定職名一。」此職以二引付衆一攝レ之。而不レ詳二其創ヲ於二何時一。蓋鎌倉初。以二政所奉行人一。攝二侍所之事一。預二知檢斷決罰諸務一。及下置二評定。引付兩衆一。定中諸開闔職上。乃以二引付衆一領レ此(侍所沙汰篇云。開闔職。當局寄人爲二右筆上首一者命レ此。而近時引付衆任レ之。」然太田康有記。既稱三引付衆領二此職一。則當初少間有下以二寄人一補レ此之事上也)。是以其階級退在二所司代之上一。且居二政所一而知二侍所之事一。故不レ爲三別當所司所二進退一。」及二室町氏中世一。此職或攝二行拷訊決罰諸務一(建內記。康富記)。延至二文明之後一。所司。所司代廢絕。此職獨存。於レ是其職掌一變。局中諸政。無レ不二管攝一。寄人。直二局中一。奉二別當所司之指揮一行二庶事一者。而亦主二掌文書之事一。【侍所小舍人】局中賤卒。供二奔走雜役一者。爲二後世小者之職一。又管二罪囚獄舍之事一。今時町同心之類也。下部則更賤。本無二定職一。蓋小舍人之佐也。故又總二稱二職一爲二下部一(吾妻鏡)。其賤可レ知。室町或稱三之公人一(祇園執行日記。建內記)。【小侍所別當】亦掌レ指二揮諸士一。」初小侍所。非三宿直之所一。建曆中。幕府燹二于和田義盛之亂一。及二再營一。規模狹隘。不三復造二侍所一。是以承久元年。定以二小侍所一。爲二宿直之所一。始以二北條重時一爲二別當一。爾後北條氏相襲補二此職一。或一員或二員。時有二異同一。(吾妻鏡。北條記。北條記。稱二此職一爲二小侍奉行一。猶下源平盛衰記。稱二侍所別當一爲中侍奉行上也)。凡侍所別當。總二掌諸士進退一。後爲二執

檻兼職一。職務煩劇。間有二停滯之事一。故及レ置二此職一。分二掌侍所之事一。簡二點宿直供奉人一。選二定弓始射手一。及其他雜務。皆爲二此局所管一(吾妻鏡)。此職先選定。後經二侍所內覽一而奏上焉。惟重事。則兩侍所共指二揮諸士一。室町氏廢二此職一。【小侍所所司】輔二佐別當之事一。猶二侍所所司一也。承久初。未レ設二此職 以二別當一員一總二局務一。臨二多事之時一。以二奉行人一爲二別奉行一。至二建長之際一。平岡實俊。始補二此職一。後加二補工藤光泰一(吾妻鏡)。二人皆北條氏近昵之士。爾後兩侍所所司。常以二北條氏祗候人一補レ此(祗候人。謂下出二入其門一被二近昵一者上)。蓋別當爲二北條氏世職一。間有二年少不レ堪レ事者一。故以二其近昵之士一輔二佐之一。且防二權勢之他移一也。室町氏廢二別當一。置二此職一員一。總二掌其局務一。於レ是其職掌階級。猶二鎌倉氏別當一也(俗單稱二小侍所一)。至二文和延文之後一。例以二公族一補レ此(花營三代記。康富記。親長卿記。等持公以二他族一補二此職一。見二梅松論。御的日記等一)。文明之後。此職竟廢。關東足利氏。亦置二此職一。以倣二室町一云(鎌倉年中行事)といへり。武家侍所の事是にて明瞭なり。德川氏の時京師に所司代を置けり。これ其名は侍所の所司と同しけれとも。其職掌自から異なり。慶長五年奧平信昌始て命せらるといふ。其職專ら皇家の御事より堂上家の事を監し。京師の守護を主任とす。從四位侍從。溜の間詰諸侯の職なり。これを要するに。中古以來侍の名實種〻に變遷を經來たりしが。其實は上古口分一班の正丁にして。身强健に弓馬に堪へ。軍團に入り防禦に向ひ京に上り。諸衞に配せし兵士のとなり。其子孫累代弓馬を能して京に上り邊に向ひ。軍團に籍するを譜代の兵士さ云。譜代の兵士勳功に依て。田を賜り。爵を給り(勳位を云)位に叙す。故に其家富數千町を占し。米粟數千萬石を蓄ふ。因て僮僕數千百人を養ひつへし。所謂三浦。和田等の如き。兵士一分の籍に貫して侍品なり(東鑑十九に。和田義盛上總國介に擧任せられんとを望申せしに。右幕下將軍侍の受領の停止の由。故將軍の沙汰と宣ひしにて。和田の侍品たるとは論なし。長谷部信連か侍に繩を付るとやあると云し。西光法師か侍の受領諸大夫になる珍しからすと云る杯。考へ合すへく。猶委しく職原抄に見ゆ)。北條家の如きも。三浦。和田と優劣あるへきならす(北條の祖阿多見四郎聖範。其子北條四郎時方。其子時家の子時政なり。三代無位の孫にして。三浦の平太郎爲繼。其子平太夫義繼。其子義明と云と同しきとを知へし)。また官位訓に云。世に武家の若黨なごを。侍といふ人あり。侍といふはおもき事のやうに承りぬ。既に人王九十代後宇多院の勅定。弘安禮節にいはく。五位六位の下北面推て侍と稱するよし。志かれば五位六位だに推てさあれば。おもき事爰にて知べし。其外本所の武者所。召仕所。竝に親王大臣家に重代恪勤の輩。諸司の官人等皆侍の列なり。或は諸道に列り一藝を備へて。官位に昇進する人〻を。五位の侍と稱する事。通稱さ見えたり。」また貞丈雜記に。侍所等の事を記して云【遠侍】と云は主殿などよりははるか遠くはなれたる番所なり。表向にて番の侍の居る所なり。鎌倉年中行事に。御遠侍は大間七間にて。立物御疊などは無之云々。立物御疊無之さは。戸障子なと立す。疊敷かず板敷なるを云なり。遠侍には武具をかざり置くなり。雲霞集に。馬を引く事を記たる箇條に。其時門へは不出。遠侍の方へおし入るなり云々。平治物語に。義平ほどの者を。敵なればさて。えんになくべきかさて。ひいて入りさふらひにすへ奉ると云は。遠侍の事にあらず。內侍なり。內侍は主殿の內の板敷なり。又三好亭へ御成記に。廐の侍さ云事あり。是も馬屋の內廐の者番をする所にて。此所に馬具を飾り置くなり。さふらひさは番人伺候する心なり。」貞丈云。侍とは主殿の內たゝみの外に。板敷廣く長くあり。是家臣の居さふらふ所なるゆゑ。さふらひと云。是を內侍とも云。この內侍に對して。主殿よりはなれて外にあるを。遠侍と云なり」とあり。

サフラム 泊芙藍は。球根ある藥草なり。文久の末歐洲より渡る。葉は石蒜に似て小く。早春茶褐色の花を開く。之を摘で藥とす。臭氣あり。血液の循環を整ふ。洋人は其の煎汁を以て米飯を炊きて食ふ。又花泊芙藍とて。花大にして藥用に効少きものあり。別に夏季紅花を開くものあり。葉花とも稍〻幅廣く且長し。俗にサフランと稱すれとも。非なり。

サヘキベ 佐伯部。往古に於る人民一部族の名義也。日本紀に云。景行五十一年云々。於是所レ獻二神宮一蝦夷等(エゾ參看)。晝夜喧譁。出入無禮。時倭姫命曰。是蝦夷等。不レ可レ近レ就二於神宮一。則進二上於朝廷一。仍令レ安二置御諸山傍一。未レ經二幾時一。悉伐二神山樹一。叫二呼鄰里一。而脅二人民一。天皇聞之。詔二群臣一曰。其置二神山傍一之蝦夷。是本有二獸心一。難レ住二中國一。故隨二其情願一。令レ班二邦畿之外一。是今播磨。讃岐。伊勢。安藝。阿波凡五國佐伯部之祖也。」また仁賢天皇紀に云。五年春二月丁亥朔辛卯。普求二國郡散亡佐伯部一。以二佐伯部仲子之後一。爲二佐伯造一(集解云。伴氏庶別曰二佐伯一。與レ此異。是則蝦夷佐伯之裔也。姓氏錄不レ載レ之)。

サヘノカミ 塞神。(サイノカミを見よ)

サマレウ 左馬寮。諸國より貢獻する馬疋を司る官寮なり。唐名典廐と云ふ。延喜式にのする處。每年の御馬數百疋に及へり。諸國の牧又その數を知らず。駒牽といふ事は八月はかりにて尙月〻の駒牽といふ事もあり。右馬寮及內廐寮も此

種の官寮也。蒲生秀實の職官志に云。【左馬寮】秘鈔。大同五年正月。併二左右馬寮一爲レ一。然其後爲二此官者一。仍有二左右一。則復分レ之也。復分レ之。未レ詳レ在二何世一。」左馬頭一人從五位上。」助一人正六位下。」大允一人正七位下。秘鈔云。大少各一人。厥後多加レ員。至二久安一。下二宣旨一。以二左右各二十人一爲二定員一。近代或及二四五倍一焉。拾芥鈔。久安四年。左右馬允各二十人。保元三年四月。左右馬允各三十人。爲二定員一。」少允一人從七位上。」大屬一人從八位上。」少屬一人從八位下。」馬醫師二人從八位上。」史生。集解。大同四年三月。加二一員一。通レ前四員。其元員未レ詳レ置二何世一。恐是職員令誤脫不レ載。中務式四人。」馬部六十人。中務式十五人。中務式。又有二騎士十人一。」使部二十人。」直丁二人。」飼丁。集解。引二別記一云。左馬寮馬飼造戶二百卅六戶。馬耳三百二戶。右馬寮馬飼造戶二百三十戶。馬耳二百六十戶。其造戶之人仕レ寮。是名爲二伴部一。免二調雜徭一。不レ仕者取レ調。馬耳名爲二雜戶一。免二調雜徭一。天平勝寶三年官符云。馬飼者免二其雜徭一。以二分番一上二下左右馬寮一。國司與二本司一共檢校。延喜左馬寮式有二飼戶一。山城六烟。大和四十烟。河内百八烟。美濃三烟。尾張九烟。是隷二左馬寮一。右京職三烟。山城五烟。大和四十九烟。河内五十一烟。攝津十六烟。美濃三烟。是隷二右馬寮一。視二之於別記所レ載。左右各已減。」右馬寮准レ此とあり(右馬寮參看)。廐馬の事は猶ウマの部を見るべし。又職原抄云。左右馬寮。頭一人(相當從五位上。唐名典廐令)。四位五位中可レ然之輩任レ之。知二寮務一時。尤爲二重職一。權頭一人。五位殿上人。諸大夫共任レ之。於二諸大夫一者尤爲二清撰之職一。助一人。權助一人(相當正六位下。唐名典廐少令)。五位諸大夫任レ之。其撰超二于他諸司助一也。五位侍任レ之太備二眉目一者也。允(大少。唐名典廐丞)。近代六位侍任レ之。瀧口給レ官時任レ允。是例也。屬(大少。唐名典廐主事)とあり。又大日本史職官志に云く。【内廐寮】稱德帝天平神護元年置。頭一人從五位上。助一人正六位下。大允一人正七位下。少允一人從七位上。大屬一人從八位下。(續日本紀)。桓武帝延曆十六年。置二史生一員一。(日本後紀)」とあり。

サミセム　三線(附鼓弓)。さみせむは。三線の轉訛せるなりといふ。琉球より傳れる音曲の具にて。近代世に盛にもてはやす遊具なり。今其傳來等の事諸書に見えたるを左に引く。和漢三才圖會云。按。其絃三。故名二三線一。琉球國好多用レ之。然不レ爲二樂器一。婦女里子等每鼓レ之遊舞。其皮用二蛇皮一焉。本朝亦爲二嬉戲必用物一。其棹以二花櫚木一爲レ上。如二鐵刀木紫檀一最愛二樫之美一。桑木次レ之。櫧木爲二下品一。其皮皆以二猫革一。八乳者爲レ良。狗子皮爲レ下。」和訓栞に云。さみせん。三絃を云。三線の義也。三味線にあらず。舊唐書に三絃琴の名あり。楊升庵集に今之三絃始二于元時一とも見ゆ。箏のことの斗爲巾の三絃より出たる物ならし。三絃の胴を冐ふに猫の皮を川ふるは。猫よく人の膝に據る故なりといへり。もと永祿の比琉球國よりわたりしを。慶長の比より淨瑠璃にあはせ。西宮の傀儡師をかたらひしより。世に盛になりしとぞ。寛永の比風流の歌に。みつのをゝひけばといふも是也といへり。琉球には俗皆三絃を弄す。相傳へて絃の響能く蛇害を避と云。又二線三線四線長線の別ありとぞ。また聲曲類纂云。三味線の濫觴の諸說異同ありてさだかならず。今本邦に弄ぶ所のものは。中古琉球國より渡り來りしを造りあらためたりし由は。諸人の知る所にして。もとより此器をかの國に弄ぶ由は。中山傳信錄。南島志。琉球聘使記等にも記したれど。本邦へ傳へ來りし年代たしかならず。よつて見聞に及ぶ所の一二を擧て好者の考を俟つのみ。絲竹大全大奴佐云。三味線の起は。永祿年中に琉球國より是をわたす。其時は蛇皮にて張て二絃なる物なり。泉州堺の琵琶法師中小路といひける盲目に人の取らせけるを。此盲目よろこびてしらべつゝ心みけれども。をしへなかざれば音律かなはず。是を心憂く覺えて。長谷の觀音へ詣で。一七日參籠し。彈やうを祈りしに。あらたなる靈夢有て。階を下る時に。大中小の絲三筋盲目が足にかゝる。是より三筋の絲をかけて彈くに。無盡の音色いでたり。夫より三絃にきはむる故に。三味線としかいふ。其砌はむさとひきて慰みさせしに。しばらくして虎澤といひし盲目是をひきかため。本手破手といふ事を定めて人に是を傳ふ。其後澤住といふ盲目ありて是をひき覺え。歌にのせてびき出したり。夫れより公家武家の内に賞翫させ給ふ方多くありて。自らもひかせ給ふ。其後は此の器に緒をつけて。首にかけてひくを用とす。(三絃考曰。按に頸にかけて彈るよしの說いと疑はしき)。其後平家の傍にして淨瑠璃といふ物始りつゝ。語り出たりしかば。びはをひく如くに淨るりといふ事をのせて。三味せんをひきはじめたるは澤住がなす所。然して後寛永の始。攝州加賀都。城秀といふ座頭兩人。共に三味線を彈出すに。此堪能なる事古今に獨步せり。東武にわしりて。大家高門もて遊びものとて。既に盲目の極官に昇進す。加賀都は柳川撿校。城秀は八橋撿校となれり。今にいたり三味線に於て柳川流。八橋流といふは是なり。其後出世したる撿校。勾當の中に。此兩撿校をあざむく程の名人夥多あれども。先柳川。八橋兩撿校は三味線の鼻祖たり。是に依て今世三味線の工人に八橋の柳川のといふも。此名字よりゆるされたる者なりとあり(貝原好古が和事始に。八橋撿校は貞享二年七十餘歲にて死す。黑谷に墓ありとせり。琉球年代記に。後柏原院の御字の頃。梅津少將といふ人。生質音樂に委

しかりしが。應仁の亂をさけて長門國なる大内義隆により給ひしに。義隆の家老陶尾張守晴賢ひそかに少將を害せん事をはかりしかば。義隆此事を知りて。文を出して毛利元就へさけしめまいらす。其船暴風にあふてたゞよひ。琉球島に漂着したまひしを。兼城按司いつくしみまいらせしに。按司のむすめよく月琴を彈けり。少將はもとより音律にたくみなりしかば。立所に學び得て。月琴の妙手とはなれり。つひに此女に通して夫婦となり。ともに月琴の名國中にかくれなかりしかば。尙元王このよしをきゝ。夫婦を宮中にまねきて月琴をこゝろましむ。少將王位をしやうして。うたを作りうたひ給ふ。いま琉球組と世にとなふるものこれなり。徂徠の琉球聘使記に。三線歌。琉曲也といふに同し。王この曲にかんじて。品々ひきで物有て日本へ歸し送らしむ。永祿五年の春夫婦ともに豐前國につき。夫より同國石田村といふ所に隱れ住給ひて一子を生む。幼名を石麿となづく。其石麿晩年に及んで瞽となれり。月琴の秘曲を父母よりうけ得たりしかば。其形をものずきして丸胴を角胴に製し。八乳の猫皮をもちて兩面にはり。月琴の意を以て海老尾に月の形をのこす。其人のち僧官して石村撿校とはなれりけり。又云。琉球にては椰子をもて胴をつくり。うすき板にてうらをはり。蛇皮(えらぶうなぎさ云海蛇の皮。もつとも大なるを用ゆ)を以て表を張る云々とあり。松の葉の序に。三味線の起を記して。後に云(其説前の大ぬさに同じ)。かの中頃より石村。虎澤。澤住相うけて。次に寛永に攝州に加賀都。城秀堪能ならひなく。九重にそひ東武に跪き。官職に昇進して。加賀都は柳川。城秀は八橋。みな僧官に准して撿校に經のぼりければ。此三絃の鼻祖兩家の棟梁とはなれりける。傳る所本手。端手。新曲綿蠻として。淺利撿校。佐山撿校。出田撿校。市川撿校。朝妻撿校。藤島勾當。今や都には小野川撿校。三橋撿校。猶等覺一轉のひかりをあらそふ。藤永勾當。熊川勾當。松澤勾當。木崎勾當。早崎勾當。豐田勾當。淸田勾當。倉橋座頭等。武藏には岩崎撿校。豐橋勾當。連川勾當。安數川座頭等。雪上に霜くはゝり。錦江に桃花飜り。塵動き雲逗るの巧妙手として。十の指ざす達人なり云々といへり。竹豐故事云。三味線は永祿五年壬戌の春琉球より。泉州堺の津に渡り來り。武將織田信長公下知有て。是を朝廷に獻じ。奏讃に入奉らる。時に帝久我右大將通興卿を以て。其頃音曲に名譽を顯せし琵琶法師瀧野撿校を内裏に召出され。是を彈せて叡聞ましませしに。その鄙曲甚妙音成しを叡感まし〳〵ぬ。其砌京都に名を得し琴琵琶の細工人龜屋市右衛門石村と云し者。此三絃を摸し作り出せり。琉球には三絃の胴を蛇の皮を以て張るといへども。我朝にかゝる大き成蛇皮なし。依て猫の皮に替て是を張たり。此三絃の形大體琵琶に同し(中畧)。淨瑠璃三味線は。澤角撿校を元祖とす。澤角の澤の字の緣を取て。後世淨瑠璃三絃を産業さするもの。竹澤。野澤。鶴澤。富澤等と云成へし。大阪にて中古達人と呼れし人々は。竹澤權右衛門。同彌七。野澤喜八郎。富澤歌仙。竹澤善四郎。鶴澤友次郎。同三二。此輩は故人に成たり云々。三味線の製作今は其流派によりて品々の造りざまあり。山東翁が骨董集に。今の三味線の製は近江といふ者の作りかへし物なるよしいへり。此古近江は石村源左衛門と號し。中古鼓の胴の細工人なりしが。三味線の胴をも作りならひ。其音色殊にうるはしかりしかば。世に古近江が三味線とて賞美せられしとかや(近代風雅百人一首に。古近江は元柏屋近江とて。江戸に名ある鼓の胴の細工人なりさあり)。また嬉遊笑覽云。三絃のこゝに渡りし始は。絲竹初心集(寬文四年板)。文祿のころほひ石村撿校といふびは法師。琉球の島にわたりけるに。彼島に小弓といひて三筋にてならすものあり。小さき弓に馬の尾を絃にかけて引なれば小弓といふとぞ。石村これを探りみるに。琵琶をやつしたる物なり。絲のしらべやうも。一二はびはの如く。三の絲はびはの三よりも二調ほど高くあはせたるものなりと思へり。所の者いひけるは。此島には眞蚰の多き所なるが。ラヘイカといふもの有て此まむしを食物とす。さればラヘイカの鳴聲小弓の音に少もちがはざる故。眞蚰を退けむが爲に專ら引なり。びは法師も爰に逗留の間はひき給へといふ(和漢三才圖會に。鼓弓はいまだ其始を詳らかにせす。形三絃に似て小。撥を用ゐす。小弓の絃を以て之を鼓く。故に鼓弓といふ。其音最も悲哀なるものなり。勢州宇治乞丐每に之を鼓て謠ふ。相傳ふ。鼓弓は南蠻に始まる。彼土人行住每に之を鼓て以て蛇虺を避くといへり)。其後石村京都にかへりて。同じく琵琶をやつし。此三味線を作り出せり。琉球の島より得て來るといふ心にて。琉球組といふとを作り置り。弟子虎澤撿校に殘らず傳へしかは。虎澤又組破手さいふとを作り出す。虎澤より山井撿校に傳授して世に廣まる。絲の合せやうは。是も一二は琵琶の如く。三の絲はびはの四の調子なり。神田貞宣が淺草船遊の記。三味線の起りは元琉球より薩摩へ渡れり。琉球國は蚰多く有て民屋路次に横り。女童を惱す。五月雨洪水の頃は分て多く出てうるさかりしかども。三味線さ小弓の音は恐れて寄不來。それ故男女ともに此二種を樂み彼難儀をのがれ。或は一興をなせりとかや。三味線は蚰皮。小弓はラヘイカと云り。何の頃にかこの國に渡り。日本にあまねく。わきて武江に翫びて。戀慕の道のよせ太鼓とや云々。貞宣は江戸の人。元和中に生る。此舟

サミセ

行は明暦以前と覺しき事あれど。たしかには云難し。松の葉(元祿十六年板)には。中小路より石村。虎澤。澤住と相受てと載たり。犬ぬさには石村なし。竹齋物語に石村撿校みえたり。慶長の頃なり。これらの說どもを合せ考ふるに。絲竹初心集には三線を小弓よりといひ。大幣には二絃なりしを一絃を添たりといひて。其說おなじからざれども。造り改めて新たに引出したるやうにいへるは。いづれも私說なるへし。こはもとより三絃子にて。琉球國の彈やうを習ひて。其後さま〴〵彈出し。術も器も彼よりは勝れし事となれるなるへし。又小弓も二絃も。そのかみより渡りて有しとみゆ。琉球より渡れるよしは。琉球組三線歌の始にて。吾吟我集の自序(慶安二年)。「さみせんの絲のより〳〵に絶ずぞ有ける。是より先の歌を集めてなむ。りうきうと名づけたりける云々。其器早く渡りしも有べけれど。世のさわがしき程にて翫ぶものもすくなく。よく彈おぼえたるものなどはなかりしにや」。されば永祿頃より有といへる大幣の說隨ふべし。文祿中に石村よく彈出し者ゆゑ是を始といへる說も有と聞ゆ(中小路は虎澤が初めの名と聞ゆれば。是石村が弟子なり)。抑此器緒の數定まらざりしと。事物起源に見えたるが如し。然るを靈夢によりて一絃を添たりといへるは。其物を貴くしてその術を賣むが爲なり。二絃。三絃。四絃もみなもとより有し物なり。こゝの古譜に四絃も往々見えたり。さて三絃もやゝ古く渡りたるとは明らかなり。室町殿日記(十九)。遊女二人を中に置て。何心なく三味線を彈て遊び居ける(天文。永祿頃の日記也)。狂言記外五十番の内。昆布賣。口しやみせんにて。上るりぶしに昆布賣とあり(狂言は古きものなれども。これらはいと後に出來しにや)。義殘後覺に。三味線。大鼓にて踊をすることあり(此書文祿五年の跋あり)。醒睡笑(永祿よりこなたの落しのはなしなり)。都の人東の宿なる中ゐに相馴たるが。別るゝ時一しゆのさみせんをつかはしたる物語あり。又慶長頃の物には多く見えたり。仁勢物語(光廣卿の作と云)。「むづかしと平家もしらず。しやみせんも。ひはも小歌もいかで過てき」。恨のすけ草子。雪の前が三線ひく處に。華美を盡した三線のさまをいへり。猶多くあれども。こゝには略す。さばかり世にもてはやしゝ器なるに。久仁が歌舞伎には未だ是を用ひず。そは舞猿樂等をまねびたる故なり。

【三絃の曲】三絃は淨瑠璃。長唄。端唄。流行歌を合せて彈くものなり。三絃には譜なし。ツン。テン。チン。リン。シヤンなど云ひて教ふれども。チンは二にも三にもある故。不完全なる事なり。三絃の樂曲として彈奏さるゝ曲節は。江戸節根元記に左の種類を載せたり。

本三重　片三重　上り三重　下り三重
忍三重　天皇三重　甲三重　大三重
クリ三重　カハリ三重　イロ三重　ツリガ子三重
チカザキ三重　大カヽキ三重　獅子三重　別レ三重
切合三重　ウレヒ三重　山入三重
本ユリ　半ユリ　七ツユリ　ユリステ
ユリアゲ　イロユリ　ユリツヽケ　ユリカエス
ハヅミユリ　カハリユリ　マリシユリ　キリミユリ
ヒヤウシユリ　ウレヒユリ　ヤツシユリ　ハコビユリ
ツヾケユリ　ヒツトリ　レイゼイ　レイゼイカハリ
ヤツシレイゼイ　半レイゼイ　カハリレイゼイ　本アミト
ヤツシアミト　半アミト　アミトカヽリ　本ムスビ
アヒムスビ　下ムスビ　イロムスビ　キンムスビ
ノリジ　イロジ　ツナギジ　本ブシ
中ブシ　イロ本ブシ　シチリ　イロシチリ
シチリカヽリ　ヤツシシチリ　カイトウ　ヤツシカイトウ
ハルカイトウ　ニンチトシ　チロシ　ウハル
サハリ　アイチウ　ナガシ　クドキ
イロクドキ　コウワカ　ゴサイブシ　カドセツキヤウ
カソエウタ　上コトバ　ウコトウタ　ツヽラチリ
ウサイ　シバガキ　一中　三中
ゲキブシ　トサブシ　文七ブシ　コトウタ
キリヤマ　ナゲブシ　エイカン　コウチクリ
オクリ　タヽキ　下バシル　中バシル
マキアゲ　モミダシ　ナヤシ　トリチイ
ヤツシ　ノル　カヽル　オトス
シヅム　ハルカン　ギン　ウク
イレル　オンド　カヽル　カサイブシ
チドリブシ　サイツメ　サイモン　ソ子ウタ

サミセ

オトシ　カタリトメ　ウレヒ　スエル
三ツビヤウシ(カマカシブシ)　シキブフシ　ヨセル
カハサキチンド　ウタガヽリ　平家ガヽリ　オンビヤウシ
コムロブシ　オシチブシ　アイノヤマ　ロウサキ
(以上)
など記したり。本調子。二上り。三下りは通例用ふる調子なれども。變調子に一上り。一めり。三ゝ下りなどあり。

【三絃の流行】聲曲類纂云。歌舞伎芝居に三味線を用ふる事。むかしはまれにてありし也。東海道名所記云。むかし〳〵京に歌舞伎の始りしは。出雲神子にお國といへる者。五條の東の橋詰にて。やゝ子をどりといふ事をいたせり。其後北野の社の東に舞臺をこしらへ。念佛踊に歌をまじへ。塗笠にくれなゐの腰蓑をまとひ。鳧鐘を首にかけて。笛鼓に拍子を合せてをどりけり。其時三味線はなかりき云々といへり。山東翁が骨董集にも。慶長の頃歌舞伎の圖を出して。其頃の歌舞伎に三味線のなかりし事をいへり(おくに江戸にて興行せしは。慶長十二年なりとぞ)。又寛永十八年の印本そゞろ物語。出雲のおくにが男舞の事を記せる次に。中橋にていくしま丹後守とよべる遊女歌舞伎芝居を催しける時。床几にこしをかけ竝び居つゝ。つれ三味線をひき。今樣をうたひし由見えたり。又同書かつらき太夫かぶき踊の件に云。大鼓小つゞみ。笛太鼓の役者は男なり。かれらが打合せ入亂れたるこまかなる程拍子には。天下に名を得たる四座の役者も及ふ可らず。彌兵衞。善内が狂言の風情。踊りはぬるらんびやうしは。鷺太夫。彌太郎が式三番のあしぶみも。是にはいかでかまさるべき。取分猿若出て色々の物まねするこそをかしけれ云々とありて。その頃の歌舞伎は能をやつしたる如きものにして。大方は三味線なし。當道宗の記錄に。芝居へ三味線を用る事。寛文十二年壬子四月。大阪の芝居より公訴に及びしより。座中の免許を得しよし記せり。凡三絃の濫觴前の說どもを按するに。何れも等しからず。されど專ら世に行れしは。寛永の頃より盛になりて。その頃は專ら瞽者の態として。酒宴遊興の筵には。かならず其技にたへたる盲人を招て彈唄はせしを。後には貴賤男女自ら彈じ自ら唄ひて。もてはやせしかば。三都其外にも名人上手競ひ起りて。枝葉を分ち流派をなして殊に盛にはなりし也(慶長二年印本易林が節用集には。三味線の名なし。世にまれなりし故か。寛永十一年の印本花の草紙。ひく物しな〳〵といへるくだりに。小うたにのせてはさみせんをひく。平家に合せてびはを引。歌をずしては琴を引と見え。又同十三年印本可笑記には。立まひ。こうた。しやみせんとつゞけ出せり。花のさうしに。慶安の印本あり。可笑記にも又萬治二年の印本あり)。

駒(コマ)　撥皮(バチカハ)　根緒(ネヲ)　鳩胸(ハトムネ)　中子先(ナカゴサキ)　胴掛(ドウカケ)　棹(サヲ)

【三絃の名器】山彦と云ふは。丹波和泉太夫の相方に椛左衞門と云三絃引あり。其所持の三絃なり。後山彦源四郎に傳ふ。代代山彦氏の寶器とす。壽の字と云ふは麻布長坂の羽山八郎右衞門と云ふ杵屋の妙手が持たりしを。元文元年弟子高木序遊に讓りしと云ふ。共に原富が奈良柴に見えたり。今大薩摩の家元薩摩絃太夫即ち杵屋六左衞門の家に傳はる古近江の作の三絃は。今の三絃に比するに甚小ぶりなりと云ふ。是れ次項に載する古の三絃の寸尺に當るものなるべし。同家にては猿若。及び門松の式を彈く時のみ。古例として右の三絃を用ふと云ふ。猶他に綠子と云ふ名器もありて傳へたり。

【三絃の名所】三絃の製作は時代に依りて變化あり。古近江と云へる三線師古の形に作りしと云へど。其大さは猶今の物より小ぶりなり。古代の三絃を彈く圖を見るに。其絲卷の一と三とが上に向きて。二が下に向き居ると。又之と反對に。一と三の絲卷が下に向き居りて。二の絲卷が上に向き居るものとあり。其の棹も古のは長く畵きあれど。是等の點は畵工の不詮索に原因するならんと思へば。證さなし難し。併し海老尾は最初其の形大く。且急に曲りて。其の尖頭は三角なりしことは何れの畵を見ても一致し居れは。其の形小くなり。緩に曲りて。尖頭の圓く作られしは後世の事と覺し。又古き圖には胴掛。撥皮など畵きしものなきは。畵の委しからざるにやと思へど。矢張近來の工夫なれば。古畵には見えぬならん。現に此の二三十年以來にても。三絃の製

作に著しき變あるは。東京にて今作る三絃には絲卷を通す穴。及び中子先を通したる處に。八幡座の如き金物を付くることなし。尤も京阪地方にては今も之を付くるなり。又皮を張るにも其の糊代（ノリシロ）昔は五分も胴に掛りしが。今は上等の品になりては一分位にて糊を利かすることそ職人の手際とせり。胴の高さも今（明治三十四年）は二三十年前よりは一二分が程高くなりたりと云へり京阪の三絃の胴の高さは。東京にても今は此の形を折衷したり。竹豐故事に記す所を採て。古今の三絃を比較するに。

	古の三絃	竹豐故事時代の	明治の三絃
惣長さ	三尺	三尺一寸五分	三尺一寸五分
棹	二尺餘	二尺五分	二尺五分
海老尾	五寸	五寸二分	五寸二分
胴幅	六寸	六寸	五寸七分
胴長さ	六寸	六寸六分	六寸五分
胴厚さ	三寸		三寸一分
轉手		三寸五分	三寸五分

之に要する材料も。時々の變遷あるへけれども。棹は紫檀を上とし。樫を下等とす。作り付。繼棹。三段繼。四段繼あり。棹を取り外しにするとは。天保年中（ゲイギ參看）より始るとぞ。今の【太棹】はカンベリ即ち下部の婉曲せんとする點に於て。其の巾八分五厘より九分とし。【細棹】は八分より八分五厘とす。長唄の三絃に至ては。猶之よりも五厘を減じたり。今の三絃は棹の末を胴を貫きて外に出し。其の中子先に懸絡を掛くれど。寛永の古中子先外に出でずして。鐶を打ちて懸絡を掛けたり。胴は花櫚を上とし樫を下とす。皮は猫にて京阪より輸入すと云ふ。四ッ乳とて。乳の痕の四ヶ所あるを上とす。一枚に乳八つあり。二つに切て用ふ。大なる猫ならざれば。皮面に六ッ乳を現はすことあるべく。犬などの大なる獸皮を代用すれば。二ッ乳を表はすことあるべし。猫にても背の皮を用ふる時は乳の痕表はれざるべし。大なる猫の腹の皮を上とせしは。其の皮の薄きを賞するにや。撥皮は撥の尖の當る部分の皮の破れんことを憂ひ。同じ皮を半月形に截りて貼付くるなり。胴掛は紙にて張拔きにし。上に更紗の巾アンペラ。天鵞絨などを張り付く。尤も義太夫のは布にて張り。其の上を朱漆などにて塗りたるを常とす。之を彈く時は手の脂にて胴の汚れざる爲に。常に之れを覆ふ。中子先と棹とへ紐にて結び付け置くなり。【駒】は水牛。象牙。下等は竹にて作る。唄の駒は象牙か白水牛を用ひ。義太夫は黑水牛を用ふ。竝巾と云ふは三分五厘。中廣と云ふは五分。大廣と云ふは五分五厘より六分にて。義太夫に用ふ。義太夫にては駒の重量一匁九分より三匁位まで種々あり。聲の高き人は駒の輕きを用ふ。近世は昔より巾狹くなりて高くなりたりと云ふ。骨董集に出せる寛永の古畫には駒の下部は一枚の板に非ず圖の如し。【絲卷】は昔は轉手又は轉軫と云ふ。今海老尾の事を天神と云ふは誤なり。材は象牙黑檀にて作り。下等品はいす又は櫻にて作る。圓き儘にては握るに滑る憂あればさて。八角にして面を取りたるあり。竪に細き溝幾條となく彫りたるあり。斜めに螺旋狀の條を彫りたるあり。其の頭に象嵌など細工したるもあるなり。【絃】は一。二。三の三種あり。絹絲を以て製し。山梔子にて黃色に染む。各々環にして賣る。一環を丸一と掛と稱し。中央より切りて二回の用に供し得るなり。一。二。三とも其の太さ種々ありて。唄ふ人の聲の調子により。之を用捨す。細き絃を用ふるは淸元常盤津にして。長唄新内之に次ぎ。義太夫最も太きを用ふ。太き調子を用ふる人は一。二。三とも本十八を用ひ。次は竝十八。本十五。竝十五。十三。本十二。竝十二と漸く細くなる。此の外に百匁と名づくるもの特別に最細き絃なり。是は十八を用ふる人の三の絃として特に之を用ふるものあれは作られし絃なり。又義太夫の最も太き調子を好む人は。三に十八を用ひながら。一と二に二十匁。二十五匁。又は三十匁を用ふ。然れとも。通例一と稱として賣捌かるゝ絲は。一の絃三掛。二の絃七掛。三の絃二十七掛を含有す。此の割合は誰の考にや明ならされども。用ひて絃の擦り切るゝ割合を考へて定めたる者なるべし。右の數は合して五十個一箱となる勘定なり。即ち二の絃は三の絃の倍の太さなれば。其の重量七掛ありて三の十四に當る。又一の絃は三の絃の三倍の太さなれば。三掛ありて重量三の九掛に當る。以上二十七掛。十四掛。九掛を合算すれは三の絃五十掛と匹敵するなり。又十二と云ふ名目は百掛の重量十二匁あり。十三は十三匁。十八は十八匁あり。義太夫の二十匁。三十匁も矢張り。百掛に二十匁又は三十匁あることを指すにて。唯々細棹の百匁と云ふ絃のみ千掛に付百匁あるを以て名づけたる例外あり。竝と本との區別は。本は正當の重量を備へ。竝と云へるは其より稍細き絃を云ふなり。【撥】は象牙。水牛。柊又は黃楊にて作る。義太夫節には紫檀にて作りて。絃に觸るゝ角のみ象牙を嵌めたるものあり。近年白色のゴムにて作りたるものあり。下等のものは近年樫

材を斜に殺ぎたるものあり。其の大さは。古來變革ありて。我衣に載する所を見るに。貞享年間迄。三絃の撥薄手に輕きを佳しとす。殊に華奢に作れり。元祿より半太夫節。土佐節。外記ぶし流行して。撥少し大ぶりになる。然れども薄く。さいじり（鑿尻）と名つけて本の所角に作るを上とす。延享年中より豐竹流と申す上方ぶしの撥甚ぶさうに大くなるとあり。初めは琵琶の撥の如く。本の處までも薄かりしにや。寛永以後は細き撥廢りければ。それを筓の代りに挿せしと云ふに依りて見るに水牛などにて作り。甚た狹き者なりしと見えたり。今の撥は大中小の三種ありて。大は長さ七寸五分。先の巾三寸より三寸二三分。中は長さ七寸一分。小は六寸九分位にて。先の巾は二寸八分以上三寸位まで定りなし。義太夫のは長さ八寸五分以下。女持。子供持種々ありて。先の厚さを常とす。象牙以外の品は。大概鉛を其の柄に詰めて。重量を加ふ。十匁より三十匁まで種々あり。【三味線掛】三味線を掛け置く具あり。大概は胴に紙又は布の袋を覆ひて之に掛け置くなり。また【三味線箱】と云ふもの古はあり。白木の桐又は漆塗の細長き箱にて。蓋は印籠ぶた。小口如此なり。藝妓の檢番にては此の箱を預り置き。小口に藝妓の名を書きて。店先の棚に飾り置くなり。之を茶屋へ上げ下しする男を箱廻し。又は箱屋と唱ふ。三絃箱を略して箱と云へばなり。天保以後箱に入れることなく。繼棹を疊みて風呂敷に包みて運ぶ樣になりても。習慣にて三絃を箱と云へり。今は三味線箱なるもの殆どなし。

【鼓弓】は四絃の樂器にて。馬尾毛の弓を以て之に摺り合せて音を出す。古は三絃に作りしもあり。嬉遊笑覽云。鼓弓は三線と同時に琉球より傳ふ。琉球には毒蛇多し。ラヘイカ有て蛇を食ふ。ライヘカの鳴聲小弓の音に似たる故に。蛇これを怕る。その小弓の製。絲三筋なり。石村撿校それを傳へて三線を作り出せりと絲竹初心集に見えたり。三線を鼓弓によりて作れりといふは非なるべけれど。鼓弓もと絲三筋を川ひしとはさもあるべし。寛永ころの繪にかける鼓弓。三絃にて槽圓く。弓いと小さし。鼓弓もこの撿校能手にてありしにや。竹齋物語に。又あるかたを見てあれば。遊女ゆふくん集りて。若き人々打まじり。しやみせん。鼓きうにあや竹や。しらべそへたる其中に。石村けんげう參られて。歌のてうしを上にけり云々とあり。嬉遊笑覽に。此器かの蟲の鳴聲に似たりと云ふは誤なり。歐洲の樂器にラベッカと云ふ者あり。其の轉訛なるべし。寶暦の板。馬文耕の武野俗談に云く。藤植は當時江戸麴町五丁目住宅鼓弓の名人なり。竝々のとは違ひて四筋の絲を懸けて云々とあり。此頃までも三絃が本にてありしなるべし。恐らくは四筋にしたりしは藤植が始なるか。然れども三味線も琉球より渡りし時は四絃なりしと云へは。鼓弓も始四絃にて。後三絃となりしかば。世人其の始を知らずして。四絃なるは世の常と異なりと思へるにもあらん。以上三絃。鼓弓の傳りし由來。その流行等の概畧なり。右の謠ひものゝ事は。淨瑠璃の條を見るべし。

サム　座。（タムジヤウを見よ）

サムカイ　三界。佛氏の說なり。慾界。色界。無色界を以て三界とす。諺に子は三界の首枷といへり。

サムカウ　三綱は。僧の位なり。和漢名數に云く。上座。寺主。都維那（見于僧史畧及令義解）。また同書に。僧綱三。僧正。僧都。律師（同上）。又職原追加。僧正。僧都。律師。法印。法眼。法橋謂二之僧綱一とあり。

サムガク　散樂（附猿樂）。歌舞音樂畧史に曰く。散樂とは。漢土にて古くより俗樂を指せる稱にして。周禮の春官に旄人掌レ教下舞二散樂一舞中夷樂上とあり。鄭注に。散樂野人爲レ樂之善者とみえ。賈公彦の疏に。以三其不レ在二官之員內一。謂レ之爲レ散と有るにて其名義を知るべし。後漢以來隋唐に至り。散樂と稱する態は。高く張たる繩を亘り。長き竿に縁て戲れ。刀を吞み。火を吐き。水に入て魚の形に變ずる類種々の奇伎あるにより。或は百戲とも云て。蕃國より傳へたるが多しといへり。杜佑の通典に。散樂非二部伍之聲一。俳優歌舞雜奏とあれば。所謂俳優侏儒の。滑稽を專とする徒も立交りけん。さて猿樂はもと散樂の假字にして。其散樂は原來職員令雅樂寮の條に所謂。雜樂の中の一部なり。三代實錄五。貞觀三年六月二十八日童相撲の條に。左右互奏二音樂種々雜伎。散樂。透撞。呪擲。弄玉等之戲一。又同書四十八。仁和元年十月二十三日走馬輸物の條に。奏二音樂種々散樂一。又同書。元慶四年七月二十九日相撲の條に。右近衞。內藏富繼。長尾米繼。伎善二散樂一。令二人大咲一。所謂鳴滸人近レ之矣とあるが。散樂の字の國典にみえたる始なり（柏木探古云。東大寺正倉院に。天平勝寶四年四月。大佛開眼の法會に用ゐし。散樂の裝束。今尚存せり。當時既に此伎の專ら行れて。かゝる大法會にも用ゐしこと知られたり）。鳴滸は南蠻の國名にて。首子を生ば解て食ひ。味甘ければは其君に遺り。又妻を娶て美しければ。其兄に讓るなどいふ風俗の由。後漢書に載せて。古く愚なる事の套語とせり。此は散樂の態の可咲くして。愚人の所爲に似たるを云也。本朝文粹三。散樂の對册（村上御製）に。問。散樂之興。其來尚矣。俳優入レ魯、還當二斷レ足之刑一。鳴滸來朝。自爲二解

頤之觀一。仰尋二前日之伎歌一。俯察二當今之風俗一。不レ關二周禮旄人之所一レ學。亦殊二漢典遠夷之所一レ獻。船太之新靺鞨。人爲二美談一。魚丸之世羅國。世稱二妙舞一。未レ審揚レ鞭騎二牟鄯一。指二何方一而逃去。傍レ柱負二胡籙一。爲二誰人一而裝備。安勅氏之臨レ老相撲。雖レ辨二其師傳一。吏部王之惟新。傀儡。欲レ聞二其秘術一。隨二月次一而變レ體。拾遺之説。爲レ眞爲レ僞。憑二圓座一而放レ光亞相之談。非レ毀非レ譽。子傳二儒家之累葉一。開二翰苑之詞華一。宜レ學二峽猿之奇態一。莫レ泥二水鳥之陸歩一とあるをみて。其故事は詳に考知られざるも。散樂の態は專ら人を絶倒せしむべき滑稽なるを知るべし。又右の問に對へて。散樂得業生正六位上行兼腋陣吉上秦宿禰氏安が。逐一辨答せる文の尾に。神樂之雪夜。雖レ怪二短男之輕身一。踏歌之春天。偷恨二高冠之呑舌一といふを以て。神樂踏歌の餘興に此伎を行ひし事をも測知らる。「江家次第相撲拔出の條に。左必ず散手。還城樂。散更を舞ふ。右必ず歸德。狛犬。吉干を舞ふ。散更の中。一足。高足。輪鼓。呪師。侏儒等ありとみえたるに參考すれば。後に田樂に移りたる態も交れり。源氏物語末通女の卷に。學士の醉ふて物を論ずる姿を。さるがうがましくとみえ。枕草子に。ざれ事するを。さるがうしかくるとあるに據れば。此の散更もさるがうと訓みしものなるが故に。江家次第の裏書に。散更は猿樂也と注せり(ガウはガクの轉音なり)。散更をさるがうと訓むべき説は。新井君美の俳優考にみえ。猿樂即ち散樂なる由は。春湊浪話。神樂譜入綫。嬉遊笑覽等に云り)。藤原明衡(一條より後冷泉まで五朝に仕へし人)の新猿樂記に。猿樂の狀を目舞之翁體。巫遊之氣裝貌。京童之虚左禮。東人之初京上。況拍子男共之氣色事故。大德之形勢。都猿樂之態。嗚滸之詞。莫レ不二斷レ腸解一レ頤とあるに。同人の作れる明衡往來には。又有二散樂之態一。假成二夫婦之體一。學二衰翁一爲レ夫。摸二姹女一爲レ婦。始發二艷言一。後及二交接一。都人士女之見者。莫レ不レ解レ頤斷一レ腸。輕々之甚也。とみえたるは。全く同じ旨なるにより。散樂通用して。申樂とも。猿樂とも。心に任せて書したるものなり。此後は散樂と書す事は絶て。專ら猿樂とのみ書來れるは。散樂の中なる。高足輪鼓の類の伎は。田樂に移り。むれと可笑き態のみを爲るを。猿樂と人の心得たるに依てなるべし。「(日本紀略に康保(村上)二。八。二。於二清涼殿前一。召二猿樂一御二覽之一とあるが。猿樂の字の物にみえたる始ならんか。」按るに。猿樂は散樂の音の轉ぜるなり。散字は舌內音にてサヌと唱ふるが正音にて。其ヌとルとは同じ舌音にて通ずるにより。散をサルと云なり。例せば駿を駿河に用ゐ。群を群馬に用ゐたるがごとし。但し平田篤胤が古史傳(十一)に。猿樂と云は。散樂の字音を取て名づけたりと云說も聞ゆれども。そは非言なりとあるは前に擧たる俳優考の說を云るにや)。」右の如くなれば。古へは猿樂の稱衆伎に渉りたり。新猿樂記を按るに。呪師。侏儒。田樂。傀儡子。品玉。輪鼓。八王。獨相撲の類を併せて猿樂と云たれば。此稱は今世の浮世物眞似。品玉遣ひ。輕業師。人形廻しなどまでに係れるものといふべし。又大江匡房の江談抄に。呪師。猿樂等。舞裝束を瑩きしは。後三條院圓宗寺供養(百練抄に延久二年とあり)の時より始るとあれば。此頃より殊に行裝に心を用ゐたるものと覺ゆ。古本の神樂譜を按るに。內侍所の御神樂の夜。才男を召して散樂を爲さしむる事あり(此散樂は只をかしき態をなすのみなる事。下に引る宇治拾遺の文にて知るべし)。其次第に云。取物了藏司勸二盃酌一。然後人長立レ座天庭火之前出來云。可レ仕才之男召須云々。人長仰云何天布才良加仕川留召人之中。上﨟上卿大臣以下或揖。人長歸レ座。或下﨟之中於二散樂一堪能之者。人長不レ著レ座志天。頻召返志天。令レ盡二其才一(枕草子に。才の男とも召してとひきたるも。人長の心よげさこそいみじけれさあるも。此事をいへるなり)。猶前に引ける散樂の答文をみ合すべし)とあり。彼の家綱。行綱兄弟が內侍所御神樂の時。庭火を跨ぎて茶番めきたる滑稽を行ひたる(カグラの條に委し)も猿がふ態なり。神樂にも嚴正なるものと滑稽なるものと二種ありて。滑稽なるが後世猿樂とはなりしなり。

【猿樂】然れば。神樂は今の豆藏の如く。伎藝をなしつゝ滑稽を交へて人を笑はしたる者なるべし。後に伎藝を離れて。滑稽のみをなし。業とする者もあり。又白人の俄狂言の如く。臨時に趣向を作りて催したるもありしなり。禁秘御抄(可レ違二凡賤一事)の條に。凡卑限二六位藏人下﨟女房一也。有レ藝者依二其事一近召事近代多。如二寛平遺誡一不レ可レ然。況如二猿樂一參二庭上一可レ止事也。」建仁二年二月十六日の明月記に。今日猿樂依レ召參二御前庭一施二其藝一。公卿以下候二御前一。百練抄に建保二年七月十一日。今曉主上行二幸上皇御所高陽院一。十二日。今夕於二主上御前一。有二種々御會遊事等一。上皇同御二覽之一。舞女竝猿樂等應二其召一。また寛喜年中の明月記にも。下衆猿樂を召るゝ。先く此事なし。仍只侍猿樂を可レ召由(此一條は春湊浪話に引く所なり)などみえたるを通考して。此頃既に猿樂をもて家業となせる者有るを知るべし。此後田樂盛に行はれて。猿樂は有とも聞えざりしが貞和五年(崇光)に。四條の橋を渡さむとて。新座本座の田樂。能くらべせし時。日吉山王の示現なりとて。猿面を著せし猿樂を舞出せしと。太平記にみえたれば。全く廢れたるにはあらざるか。此より後。猿樂の能(ノウ參看)といふ藝始りてより。從前可咲き狀態の猿樂は。狂

言(參看)といふものに移りて此伎一變せしものなり。

【猿樂の字義】貞丈雜記云。猿樂又申樂とも書也。觀世。今春。金剛。寶生を四座と云今は猿樂といはずして。能役者と云ふ人多し。又役者とばかりも云人あり。役者とばかりはいふまじき事也。何にてもすべて役を勤る者は。皆役者なり。猿樂と名付る事。眞の智惠にあらさるを。猿智惠と云ひ。眞の蜻蛉にあらざるを。猿蜻蛉といふ如く。眞の樂にあらさるゆゑ。猿樂といふ也。一説に山王の猿が舞ひ始し故。猿樂と云。又神樂の代りに。神前にて舞事あるゆゑ。神と云字のつくりを取て。申樂と云などゝいふ。兩説は誠としがたし。用ふるにたらず(東鑑卷十四に云く。參二猿樂一小法師中太丸施レ藝。上下解レ頤云々。是れ今の狂言師の所作の類なり)。又た云く。【近江猿樂】と云事。舊記に有り。猿樂の謠のふしも。所々にて違ありし也。古今童蒙抄に云(文明八年一條攝政兼良公作)。あふみぶり。これはあふみの國より出たる曲也。曲の字をふしとよむ。たとへは今の代の猿樂などに。あふみぶし。やまとぶし。などといふがごとし云々。是近江猿樂。大和猿樂。謠のふし違ひし也」とあり。歌舞音樂略史に云く。古史傳(十一)に。猿樂は神國史(伊勢風土記に引く處)に。申樂と書て。サルマヒと訓るに同く。佐流麻比と訓べし。此も古言と聞ゆ。言義は猿女(サルメ)舞にて。其は猿女君の祖神(天宇受女命)の舞ける風に。をかしき舞態するより云へるならんとあれど。猿樂の字は延喜以上の書にみえたる事なく。全く散樂の假字に後世用ゐたる事。先説に述たるが如し。又猿樂をサルマヒと訓まむも。偶伊勢風土記(此書も疑はしき事あり其は別にいふべし)の一書にみえたるのみにて。他書に無き訓なれば。共に從ひがたし。但し同書に。古の神樂に舞ける舞は大かた可咲しき態のみなりけむを。漢風の樂を移し用ゐる世となりて。彼調にあへる舞遊を神樂と稱ひ。可咲しき狀なるをば。別て猿樂といひて。貶し卑る事とはなれりしなり。然れども堀河院天皇の御世あたりまでも。猶內侍所の御神樂に申樂を仕へ奉らせ給へるは。然すがに古の宮風を存せるなり」とあるは。實に然ることゝ覺ゆる說なり。按するに散樂を猿樂とし書たるは彼獼猴の嗚滸態するを。此樂の風に思ひ寄て然か書るものにして。猿女君の祖神の故事に寄たるにはあらざるべし。」枕草子に。つれ〳〵なぐさむるもの。男のうちさるがひ。ものよくいふが來たる。云々。此さるがひもさるがうなり。又同書にさるがうこといへる詞三所あり。いづれも人を笑はすべき事をいひつゞくるをいへり。今昔物語に。俊平入道がもとにて。女房共庚申しける夜。俊平の弟入道の君。かた角に居たりけるを。女房共寐ぶたがりて云やう。入道君。人々笑ぬべからん物語し給へといふに。笑はむとだにあらば。咲はし奉らんかしと云ければ。女房は否不爲(エセジ)。只咲はさむと有は猿樂をし給ふか。其は物語にも增る事にてこそあらめ。」平家物語鹿谷の段に。法皇もゑつぼに入ておはしまし。物ども參て猿樂仕れと仰ければ。平判官康賴つと參て。あゝあまり候へいじの多う候に。もてわびて候と申。俊寬僧都さてそれをばいかゞ仕るべきやらん。西光法師只頭を取にはしかじとて。瓶子に首を取てぞ入にける」などある。此等は藝術の徒ならずとも。人を笑はする狀態を爲せるを。猿樂とはいへるなり。

【散樂の曲名】さてまた雅樂の曲中に褌脫なるものあり。劒氣褌脫。輪鼓褌脫の二曲今尙ほ存せり。これも古き散樂なるべし。歌舞品目にいふ。【褌脫】和名抄に。一名散樂とみえたり。褌は渾に作るへし。轉訛なり。按するに。通鑑唐中宗紀。曰中宗宴二群臣一。宗臣卿舞二渾脫一。胡三省曰。長孫無忌以二烏羊毛一爲二渾脫氈帽一。人多效レ之。謂二之趙公渾脫一。因演以爲レ舞。然則渾脫之名始二於趙公一。而亦未レ詳二其樂所一レ由也とみえたる者。渾脫の原始なるにや。又渾脫隊と云を。唐宋務光が傳に。比見二坊邑渾脫隊一。駿馬戎服曰二蘇幕遮一とみえたる者は。烏羊毛の氈帽を被ふりて駿馬に乘り。戎服するとの風俗を。ときに蘇幕遮と名けたりと云ふをにや。蘇幕遮は。もと西戎高昌國の。油帽の名なりといへは。其渾脫を被ふりたる。組合の列をは。斥して云ひしをなるへし。また通雅に渾脫猶レ言二活脫一也。又卞戲拍㯳之遺也なとの說あれども。事長けれはこゝに畧す。按するに劒氣は。もと渾脫にあらざりしを。武后のときよりして。渾脫に入ると。陳氏樂書にみえたり。又新撰樂譜に。劒氣渾脫の曲は。破。拍子二十。渾脫。拍子十六にして。竝に笛の古譜存在すれとも。今は破は用ひずして。渾脫のみ。もてはやされ侍るにや。又新撰樂譜に。角調の曲。曹娘褌脫の笛譜存す。これも。序。拍子七。破。拍子六。渾脫。拍子八を合して一具とするなり。輪鼓渾脫は。催馬樂なりといへとも。又雜伎にいれて雅正の中には交へ混すへからさるにや。この外にも。胡德樂の類は其さま散樂といふべしと見えたり。」而して今代傳ふる輪鼓。劒氣の兩曲とも舞伎は已に絕へたれど。古は我邦にても褌脫を奏せしをありき。」續紀に。天平勝寶四年夏四月乙酉。盧舍那大佛像成。始開眼。是日行二幸東大寺一天皇親率二文武百官一設二齋大會一。其儀一同二元日一。五位以上者著二禮服一。六位以下著二當色一。請二僧一萬一既而雅樂寮及諸寺種々音樂竝咸來集。復有二王臣諸氏五節。久米儛。楯伏。褌脫等歌儛一。東西發レ聲。分レ庭而奏。所作奇偉。不レ可二勝記一。佛法東歸。齋會之儀。未三嘗有二如レ此之盛一也」と見えたり。後世の能の狂言と云ふもの(參看)。是よ

り發達せるもの丶如し。

サムガノツ　三箇津は。京。江戸。大阪を云へり。

サムカム　三韓。(テウセムを見よ)

サムカムガク　三韓樂。(コマガクを見よ)

サムギ　參議は。又宰相と云ふ。古書に略して三木と書けるもあり。平安朝の頃は太政に參與する官にてありしが。明治になりては有力なる閣臣を云ふに至れり。年山隨筆に云く。職原抄に。參議者。諸臣之中。四位以上有二其才一之人。奉レ勅參二議官中政一之意也。故非二正官一。然而除目任レ之。又例也、四位任レ之者猶稱二某朝臣一。三位以上稱二姓朝臣一也と有は。諸司の官人の中。ざへある人をえらびて。朝政の議に參はらしむる也。參るとは俗に相談相手にするといふほどの事也。うけばりて政をするにはあらぬ故。正官にあらずといへり。されど昔より除目に任ずる例なれば。任といひて補といはず。有職問答に云。參議の事。從四位上相當也。自三位至二位爲相當之條勿論に候。兼官の事。左右大辨。侍從。七省(式部)大輔。文章博士。彈正大弼。勘解由長官。近衞大將中將。四府督。諸國權守等。此等何も參議兼任之官也。從四位。三位。二位迄は其參議當官叙候也。從一位の人參議と云事は不可有之候。從一位には中納言も叙する事はなき位にて候」參議に任ぜずして三位に成候をはう三位とも」散三位とも申候。とあり。【非參議】貞丈雜記に云く。非參議と云は。位ばかりにて官はなきを云。前に記したる散位の事也。非參議さ書てまじはりはかるにあらずさよむ也。禁裏の政事にまじはらず。取はからはぬを云也。役儀を勤めざる事を云也。(非參議の四位など丶云は又別の事也。非參議の四位と云は。やがて參議に任すへき人の。いまだ參議にならず。四位にてゐるを云なり)。官名の參議にはあらず」とあり。猶太政官及び散位の部を參考すべし。

【明治以後の制】明治元年二月太政官八局を置き。中に議定【參與】を置く。議定職は宮公卿諸侯之に任す。事務各課を分督し議事を定決す。參與職は公卿諸侯徵士之に任す。事務を參議し。各課を分務す。同閏四月官制を改め。太政官中議政官の上局に議定(一等官)。參與(二等官)を列す。二年七月又官制を改め。左右大臣。大納言の次に參議(從三位相當)を置き。參與を廢す。同八月參議を正三位相當さす。定員三人。大納言さ同じく。大政に參與し。可否を獻替し。宣旨を勅奏するを掌る。四年八月官制を改定し。參議を各省長官の上班さし。等を設けず。五年正月改めて一等さなし。各省長官と同等とす。六年五月又官制を改め。太政大臣。左右大臣。參議を三職さし。參議は內閣の議官にして。諸機務議判の事を掌る。當時參議は皆各省卿を兼務せり。十八年十二月。太政大臣。左右大臣。參議。各省卿を廢し。內閣總理大臣及各省に大臣を置く。

サムキムカウタイ　參勤交代。德川幕府の制。大小諸侯政務の職に補せられたる者の外は。年々期を定めて江戸に候す。之を參勤といふ。其交代の期。例へは去歲暇を得て國に在る甲者。本年例を以て參府すれは。在府の乙者暇を賜はり。去て封に就くなり。其參勤交代の期は各侯各々異なり。武鑑に之を明記す。此の期限は之を變するを頗る難く。出府又は出發とも病氣の證あるに非れば。延引する能はず。目附ありて之を監察するなり。三家は道中の旅舍人馬の費用極めて少許なりしかど。他の諸侯に在ては其費用の爲に財を費すこと大なりしなり。初め德川氏の覇府を江戸に開くや。外樣の諸侯の江戸を出入する時は。將軍これを送迎して禮遇せり。其の送迎の場所は東海道は高輪御殿。中仙道は白山御殿。北國は小菅御殿に於てせしなり。其の地今に御殿の名を存す。家光將軍に任せらるゝや。諸制度を釐正せむとして。諸侯伯を會し。諭して曰。我父祖は卿等の力に因て禍亂を戡定し。嘗て比肩同等の故を以て。殊に禮待を加へて譜第將士と異にせり。某に至ては繼統にして已に天下に莅たり。父祖の時さ自ら異なり。今より卿等を待遇する當に譜第に同じうすべし。若し心に慊たらざれは。熟慮して去就を決せよと。伊達政宗いふ。諸侯孰か命に從はざらむ。若し異志あらは政宗前驅して誅滅せむと。他の列侯皆唯々さし命に從ふ。是より將軍の送迎を廢し。家格によりて奏者番又は老中を其の邸に遣して挨拶を述べしむることなれり。是に至て德川氏の威權大に振ふと云。舊章錄を按するに。寛永十九年五月九日。譜代大名の交代六月を以て定期とす。其領分關東なるものは半年を更期さ定め。著して永式となすよし見ゆ。蓋し此時の事なるべし。殿居囊に。四月十三日。參府之御家門方國持衆へ上使被遣之。同十五日。參勤之御禮有之節。不時御禮に相成。月並御禮無之。今日參勤御禮有之節。各獻上物有。或は十三日頃御禮相濟。今日頃御暇被下儀有之。十六日十八日頃御暇之衆有之節。御家門方國持衆へ。以上使御暇被仰出。被下物有之。十八日、今日頃不時御禮有之。御暇之衆御目見。拜領物。西丸同斷。五月十五日。溜詰衆參勤或暇有之。八月十五日。半年代衆參勤御禮竝御暇被下之とあり。又交代寄合さて。寄合衆の中に江戸に常住せずして。年々交代するものあり。カウタイヨリアヒの部を參看すべし。諸侯封に就く時は其の妻を江戸に留めさる可らず。江戸の方より女の出る

者あれば。關所にては嚴重に之を檢査したり。是人質同樣に拘留したる者の遁れ去らんことを恐れてなり。故に諸侯の臣下に在ても。定府の者の外は。妻を國に置きて勤番に出府したり。さて諸侯は凡二百年の間。かたの如く參勤交代せり。然るに文政。天保以降國事漸く多端。加ふるに外國に係れる事務さへありて。諸侯も奔命に疲るゝゆゑ。文久二年閏八月十五日(寬永十九年より凡二百三十年なり)。大に舊制を改革し。左の令を發す。先般申聞候通り。令變革候。就ては參勤交代も相改候條。武備充實候樣可心掛。尤委細の儀は年寄共より可演說候。存寄有之候はゞ無忌憚可申聞候。右於御黑書院。萬石以上の面々へ御目見上意有之。」方今宇內の形勢致一變候に付ては。全國の御政事一致の上ならでは難相立候筋候處。御大禮等相續。一新の機會を失ひ。天下の人心居合兼。終に時勢如此及切迫候次第。深く御痛心被遊候に付。上下擧て心力を盡し。御國威御更張遊ばされ度思召候。尤も環海の御國。海軍不被興候ては。御國力不相振候に付。追々御施設可被成候へ共。此儀は追て被仰出も可有之候。右に付ては。參勤の年割在府の日數御緩の儀迄可被仰出候。依ては常々在國在村いたし。領民の撫育は申迄も無く。文を興し武を振ひ。富强の術計厚く相心掛。銘々見込を立候心得可罷在旨被仰出之。右は御目見後大廊下にて春嶽殿老中列座。豐前守演達之。同月二十三日參勤在府割改制。竝政務協議達書。今度被仰出趣も有之候に付。參勤御暇之割。別紙之通可被成下旨被仰出候。就は在府中時々登城致し。御政務之理非得失を始。存付候儀も有之候はゝ。十分に申立。且國郡政治之可否。海陸防禦之籌策相伺。或は可申達。又は諸大名互に談合候樣可被致候。尤右件々御直に御尋も可有之事」とあり。別紙にて。在府人數。別紙割合之通被仰出候得共。御暇中たりとも。前條之事件。或は不得止事所用有之出府之儀は不苦候事。」嫡子之分は。參府在國在邑共勝手次第之事。」定府之面々在所へ罷越候儀。願次第御暇可被下候。尤諸役當之儀は。別紙在府之割合を以可被仰付事。」此表に差置候妻子之儀も。國邑へ引取候共勝手次第可被致候。子弟輩形勢見分之爲在府爲致候儀。是又可爲勝手次第事。」此表屋敷之儀。留守中家來共多人數不及差置。參府共旅宿陣屋等之心得に而。可成丈手輕に可被致。且軍役之外。總而無用之調度相省。家來共之儀は。供先使者勤共。旅裝之儘罷在不苦事。國許在所より懸候場所御警衞之儀に付ては。追而被仰出品も可有之事。」年始八朔御太刀馬代。參勤家督其外御禮事に付而之獻上物は。是迄之通たるへく候。乍去手數相懸候品は品替相願不苦事。」右之外獻上物は。都而御免被成候。尤格別之御由緒有之獻上仕來候分は。相伺候樣可被致候事。」また在府之割。「未亥年尾張大納言殿。」當戌年水戶中納言殿。」來子年紀伊中納言殿」とあり。諸大名參勤割合。三年目に大約百日を限り在府。但松平美濃守。宗對馬守。松平肥前守者。大約一ヶ月を限り在府。」三年目に一年宛在府。大廣間席面々。溜詰。同格。」三年目に大約百日を限り出府。御譜代大名。外樣大名。雁之間詰。御奏者番。菊之間椽頰詰。交替寄合とあり。按するに幕府此時參勤交代の期を緩うせしは。大小諸侯をして力を兵備に盡し。以て不虞に備へしめむか爲めなり。

サムクワ 產科。(フジムクワを見よ)

サムクワム 三管。雅樂器の笙。篳篥。笛を合して三管と稱す。舞樂。管絃共にこの三管を用ひ。また三管のみにて合奏するを管樂といふ。三管の內に各音頭。助音の區別あり。【音頭】とは一人先つさきに吹そむる人を斥していふ。漢土にて。歌曲の發聲を。號頭といふに同し。續教訓抄五常樂の條に。此序戶部氏。大神氏。以外に相違せり。一度につくと。かなふべからず。然れは。當時の音頭に付すへきなり。舞は相違なしとあり。三管ともに音頭何某と定むるとなり。また【頭取】ともいふ音頭の俗稱なるへし。樂家錄に調子。一名品玄。其節奏之位。如二音取一。以二舒吹一爲レ善。其次第先頭取之鳳笙。一管吹二出之一。而復餘笙退吹。註頭取亦謂二音頭一。以レ主二其聲音一名レ之とあり。【助音】は人數いくたりありとも。あとより付て吹くをいふ。又助管ともいふ。即ち伴奏なり。

サムクワムレイ 三管領。(クワムレイを見よ)

サムケイ 三景。日本三景は。陸奧の松島。丹後の天橋立。安藝の嚴島をいふ。

サムゲム 三絃とは。雅樂器の和琴。琵琶。箏を合して稱するの語なり(ワの部。ヒの部。コの部參看すへし)。三線を三絃と云ふ。(サミセンを見るべし。)

サムコ 三鼓とは。雅樂器の鞨鼓(或は三鼓)。太鼓。鉦鼓を合して稱するの語なり(ツヾミの部。シヤウゴの部參看すべし)。

サムコウ 三公。周の三公は大師。大傅。大保を云ふ。本朝の三公は。和漢名數に云く。太政大臣。左大臣。右大臣。近世任二太政大臣一人少。故加二內大臣一而稱二三公一とあり。

サムゴジユ 珊瑚珠は。海中に生する植蟲なり。舶載品の薄紅黃色なるを上品とす。極めて赤きは血玉といひて最下品なり。土佐の海に生ずれとも上品にあらす。其質灌木の枝あるが如く。海中にある時は軟かなれど。水を離るれは固き

質となりて石の如し。これを磨きて、緒じめ簪の玉、其外の粧飾具となす。白珊瑚は未だ紅ならぬもの也といひ。黒珊瑚といふは海松なりとぞ。百科全書に。赤色にして頗る美麗なる珊瑚は。珊瑚蟲集合の軸にして。獨地中海のみ之を産すと謂ふも可なり。之を漁するの地は。亞非利加海岸の近傍にして。漁業に關するもの。多くは伊太利人。若くはマルタ人等なり。之を漁するに爬網を用ひて。往々八百尺の深きに採ることあり。珊瑚の販賣は古より現今に至るまで。東洋諸國に盛なり。東洋人は之を愛翫して其粧飾品に用ふること極て多しといへるが如し。

ザムザイ　斬罪。（シケイを見よ）

サムザシ　山樝子は。實を藥種とす。實は石榴の形にして小く。葉は三葉にして。骨牌のクラブと云ふは。其の形を以て名づけしなり。享保十九年朝鮮より渡來すといふ。

サムジ　參事。（フ及びケムを見よ）

サムジクワム　參事官は。各官衙の顧問官なり。明治十四年十月。太政官中法制局を廢し。參事院を置き。之に議長。副議長。議官。議官補及員外議官補を置きたるが。是は法制局と同性質の者にして。十八年内閣を置きたる時。之を廢して法制局を復置したり。是亦政府の法制上の顧問衙なり。十九年官制改革に。各官衙に參事官を置く。奏任一等より以下とす。大臣の命を承け。審議立案を掌る。又省の便宜に從ひ。局課に兼勤し。若くは臨時命を承け。其の事務を助く。同時廳府縣に參事官を置き。高等官五等以下とす。掌各省と大差なし。府縣の參事官は特別任用の法に依ることを得せしむ。三十年四月。各省に參與官を置き勅任とす。但法制局のみは勅任參事官あり。三十三年五月より參與官を廢し。參事官に勅任官のものと奏任官のものとを置く。

サムジツ　三日。德川氏の時。毎月朔日。十五日。二十八日を月次の禮式日と定め。これを三日といふ。明良洪範に。先生に御尋ありしは。毎月朔望の禮は如何なると問給ふ。先生是は日月の明を尊ふより。朔日は日の始ての祝ひ。十五日は月の滿るを壽ぶくより起れりと答申さる。然らば日月竝に星を祝ふべき義なりと有しに。さればこそ二十八日を二十八宿にあてゝ。星のをはりとて。唐には祝ひ申事の由申されしかば。以後我家の祝をも定めらるべしとて。二十八日の御禮慶長年中より定めらると見えたり。茲に先生といへるは藤惺窩にて。御尋ねありしは東照公なり。鹽尻に。今朔望の外二十八日。主君官長を賀するあり。これは大樹現岡崎御居城の時。御家臣多くは本願寺門徒なりし故。朔道場へ參詣し。上下の序とて。御機嫌を伺ひけるより何となく禮式となりけるとなん。又貞丈雜記に同し趣を記して。二十八日御禮出仕之事。京都將軍家にはなき事也。今の世二十八日御禮は御當家より起れると云へり。錦芥抄に云。二十八日の御禮の事は。神君樣三河に御座の時。御家人皆々三河の内我か在所／＼に居てけり。御家人は皆門徒衆なれば。二十八日寺詣して。此上下の序には御機嫌を伺し也。君も御待ありて。御逢被遊しと也。此例にて今も二十八日御禮ある也云々。」按するに。鹽尻竝に貞丈雜記の説是なるへし。明良洪範に云ふ所は附會の説なり。さて文久二年閏八月。將軍家茂代に。月次禮日を止む。正月二十八日。二月二十八日。四月二十八日。五月朔日。七月二十八日。九月朔日。右日限。以來月次御禮不被爲受候。其外是迄の通り。御謠初。嘉祥。玄猪。右御規式。以來差止候。」其後元治元年八月二十九日。月次禮日を舊規に復す。正月二十八日。二月二十八日。四月二十八日。五月朔日。七月二十八日。九月朔日。右日限。月次御禮不被受段。先達て相觸候處。以來右日限前々の通り。月次御禮被爲受候間。此段向々へ可被相觸候」と布達せり。江戸にて此三日に赤豆飯を炊きて神に供する風あり。

サムジフサムゲムダウ　三十三間堂は。京都洛東にあり。蓮華王院と稱す。和漢名數に云く「世に三十三間堂と稱す。堂の長さ六十四間一尺八寸。後白河院本願而安二置千手觀音像一千體一。治承二年十月二十七日供養」とあり。

【江戸三十三間堂】武江年表に云。三十三間堂始て淺草に建。基立人新兩替町弓師備後は天海僧正に仕へたる人なり。諸士稽古の爲め。御當地三十三間堂造營なしたき志願に付。僧正の執奏により。御金若干を賜はり。其上諸家の施財をつのりて。つひに成就す。本尊千手觀音と。八幡宮。外に矢崎いなりの神體は。僧正御寄附ありしところといふ。」また嬉遊笑覽に云。江戸淺草に三十三間堂創起せし事。享保十年。町奉行大岡越前守殿へ境屋久右衛門より差出したる書付。一淺草三十三間堂は。元來新兩替町弓師備後思立にて。地屋敷の儀は松平伊賀守樣へ申上。御公儀樣へ被仰上。堂屋敷拜領仕り取立可申。私受取。から木立ばかり千五百兩の契約にて。寛永十九午年造立。霜月二十三日に相渡申候。同二十未年より備後御弓の射手衆相集候て。箭代ばかり取申事に御座候。然共右から木立千五百兩の金子。一兩も私方へ濟不申候。依之申年御訴訟申上候處。御公儀樣より。急度金子濟候樣被仰付候へ共。如何仕候哉。相濟候儀成不申候に付。申年十月二日御評定所松平伊賀守樣。松平出

雲守様。安藤右京亮様。 朝倉石見守様。神尾備後守様御詮議之上にて。 堂屋敷共に永代私先祖境屋久右衛門へ被下候間。 難有奉存。支配可致候由急度被仰渡候。則備後儀は御拂に相成。堂地立退申候。同日拜領仕。當年迄八十三年。代々支配仕候儀。其紛無御座候事。」覺。白銀五枚堂銀。一同六枚矢驗見。一鳥目壹貫文燈明錢。一鳥目壹貫文垜錢。右之通被致矢數候方より可差出候由。鳥目壹貫文板錢。 同壹貫文矢驗見。同壹貫文札錢。右之通堂前稽古の方より可差出。勿論堂守へ斷可有之。緣の上より芝矢一切射手より射可らざる者也。右之通。御奉行所より御下知。相違無御座候。右御定め渡邊大隅守様。 島田出雲守様へ御願申上。 寛文十戌年十二月二十八日頂戴仕候」とあり。環齋紀聞には右と同事を記し。且つ曰く。札錢とは射手方當日の事を高札に書き。 圖の如くして。堂地の表へ立。諸人に知らするなり。 元祿十一年寅

來る何月何日雨天日送
何某家中
大矢數　何　誰
何某指南

九月六日。淺草三十三間堂類燒致候に付。則御奉行所へ御訴申候處。同十月爲代地。深川八幡前にて被下置。 其の上材木大小三千六百本。 掛塚搏木六百挺被下置候由さあり。此時も諸大名より祿石に應じ。金五兩以上百兩まで。醵金し。都合三千五百四拾兩下されたる由を記したり。又云。右の割合にて勸金頂戴。 元祿十四巳年十一月迄に。 不殘普請出來。其後正德三年巳十二月二十二日。 大火の節類燒致候處。先規の通材木頂戴。諸大名衆勸金前々之通割合被差出。同六申年六月普請出來之由云云。東照神君の甲冑を着し給ひ。御乘馬の神像を安置しける。四月十七日。當三十三間堂にて。神樂興行致し。開帳有之し也と見えたり。【通し矢】和事始云。京都三十三間堂にて通矢を射る事。慶長十一年正月十九日。 石堂竹林が弟子。淺岡平兵衛と云もの。始て矢五十一筋を射通して。名譽を得たり。是より始まる。 嬉遊笑覽云。今の通し矢さいふもの始は。古郷歸江戸噺に。 東本願寺三十三間堂並本寺の緣起。矢數の初。これ京都の堂形也云々。弓を射初しことは。豐臣太閤の頃。東山今熊野觀音堂の別當弓數寄にて。八坂の青塚にて弓射かへるさに三十三間堂に休み。初てくり矢にて射そめしより事起る。指矢の起は。松平下野守の家來川瀨楢内。 遠矢の無雙は同苗佐内。村田與助なり。然れども矢數の多少を論ずるに及はずして過ぬ。 淺岡平兵衛といふ者初て通し矢數を記して。佛前にかけ置しより。段々上をこして射ける也。 江戸淺草の三十三間堂は。元祿年中深川にうつる。尤草子に。 大橋長藏は三十三間堂を二千八百四十七矢をとをす。日次紀事云。 凡矢數者射人居二堂前一(今皆至二翌日昏一。所下以矢數超二過於他者一稱中弓天下一上。 慶長十一年淺岡五兵衛(江戸咄には平兵衛とあり)。始通二五十一矢一其名鳴二于世一。次百二十六筋。 而僅八十餘年中高手者累出。增數尾州長屋六左衛門。紀州吉見段右衛門。尾州星野勘左衛門。紀州笠井園右衛門。後星野氏。貞享三年紀州和佐大八。通矢八千百三十三。惣矢數一萬五千。 凡一息一矢晝夜計。 一萬三千五百中有二飲食便溺暇一。而放二一萬五千一。其秀逸可三以知一(人倫訓蒙圖彙には。惣矢一萬三千五十三本とあり。 星野は通矢八千とあり)。江戸にては堂前通矢。環齋紀聞に云。此堂出來の上始て通し矢致し候人は。 正保二年四月十三日。浪人服部楢左衛門と云者也。惣矢數三千五百四十四本。通矢千三百十本。即ち惣一なり云々とあり。」 また寛明日記云。正保三年戌四月十四日。 阿部豐後守が家來海野仁左衛門といふ者。淺草三十三間堂にて根矢千射を仕る。通矢二百五十三本。根長さ九分込の長さ二寸五分。矢の重さ八匁より十二匁迄。安齋云。此海野が矢數千と定て。鐵鏃の重き矢を以て射たる戰場の射藝。弓力の試といふへし。 近頃の麻埀の如き筵に。 木の鏃をすげて射るとは同じからず。 三十三間堂は二間を一間にして。柱を立たれは六十六間なり。 戰場にて六十六間射通したればとて。其矢甲冑を貫こと叶はず。戰場には敵を七八間近付て射る習なり。近ければ甲冑を貫かざるとなし。又通矢に用る弓(内竹は堅く強き竹を厚くして少やきて付。外竹は柔かによわき竹をうすくして付ると云)は。 しかけなしたる物に。麻がらの如き輕き矢なり。戰場には用ひられず。又一晝一夜に。一萬幾千といふ矢數も無用なり。戰場にて終日終夜矢軍ばかりするものにあらず。又通矢の射手布にて腹を卷。粥を啜り藥を呑て射といふ。如此なると戰場の用に立ず 如何程古人に矢數を射增。天下一の名を取たり共。戰場の用に立ざるとなするは 遊藝に同じ。只見物人の目を慰め。遠人の耳を驚かし。名を賣祿を求る迄のとにして。 實の武藝にあらず。心あらむ士は通矢を望むとなかれさいへり。 貞德獨吟百韻「勝やうにせむ弓の射こくら。うし

サムシ

ろより參りて拜む堂の前」。自注に三十三間堂の體なり。江戸淺草の三十三間堂は傳て云、寛永十九年の頃。弓師備後といへる者。射術稽古の爲に創立せんと請て。淺草に地を賜はり。諸家に勸進して建立したりさなむ。又江戸三十三間堂矢數帳には。慈眼大師發起なりとあり詳ならず。今其地先矢と稱する處あり。廣くは堂前と呼ふ。元祿十一年回祿に罹りしより。同十二年五月今地深川に移さる。五元集に新三十三間堂と題して「若草やきのふの箭見も木綿うり」と見えたり。寛永十九年十一月。淺草に三十三間堂建。射始森刑部直義。元祿十一年九月。燒失して深川に移る。正德三年十二月燒失して再立。享保十五年八月大風雨に吹潰さる。寶曆二年立。同十年燒。同十四年立。明和六年八月又風雨に潰さるとあり。

サムジフサムシヨ　クワムオム　三十三所觀音　拾芥抄に云。六角堂。金銅三尺如意輪。聖德太子。○中山、千手。吉備大臣。○河島。正觀音。壹演僧正。○清水寺。丈六千手。延鎭大師。○法性寺觀音堂。○神光寺。○醍醐如意輪堂。等身聖。豪内供。○同石間。等身千手。泰澄大師。○惣持寺。白檀三尺六寸十一面千手。○勝尾寺。攝津國。等身千手。○六波羅蜜寺。八尺十一面。空也上人。○神呪寺。○長谷寺。金色二丈六尺十一面。○元興寺。南京。○東大寺法華堂。丈六千手、道基上人○同西金堂。○粉河寺。等身千手。大仲孔子古。○紀伊三井寺。○眞木尾。和泉。等身千手。○播磨清水。丈六千手。光善上人。○成相。丹後。一搩千手聖觀音。○長樂寺。十一面。或云。准胝。宇多院御時。雙林寺北祇園東。○乙訓良峯寺。山城。八尺千手。源算上人。○善峯寺。丈六土佛。大和國高市郡與末。弓削法皇造立之後。未レ燒。○藤井寺。河内丹南郡。號二剛林寺一。從三位藤井給子。等身千手。○近江石山寺。丈六土佛二臂如意輪。朗辨爲二聖武御願一。○同觀音寺。神崎郡絹笠山。三尺千手。不レ知二願主一。○同袋懸。○穴太寺。丹波。本尊藥師。號二菩薩寺一。但觀音記之願主宇治城宮城。」校二合或人本一之處。合點二十二箇所附合。河崎。中山。長樂寺。法性寺。觀音堂。神光寺、神呪寺。元興寺。西金堂。天王寺。紀伊三井寺。近江袋懸等無レ之。此外。金剛寶寺。等身十一面。爲允上人。○仲山寺。同。聖德太子。○長命寺。三尺聖。武内大臣。○准胝堂。三尺。聖寶僧正。○行願寺。八尺千手。道綠上人。○千手堂。御室戸二尺一寸。不レ知二願主一。○如意輪。一尺六寸。性空上人。○法華寺。字壺坂寺。○松尾寺。馬頭等身。若狹國海人。○觀音寺。等身千手。山本左大臣。○竹生島。示現上人建立。千手等身」等注レ之。河崎已下二十一所除レ之。若同所異名歟。將又有二異說一歟。可二尋決一。

サムジフロク　カセム　三十六歌仙は。四條大納言公任撰レ之。其後。覺盛法師分二其左右一爲二十八番一。【左】（一）柿本人丸。（三）凡河内躬恒。（五）中納言家持。（七）在原業平。（九）素性法師。（十一）猿丸大夫。（十三）中納言兼輔。（十五）中納言敦忠。（十七）源公忠。（十九）齋宮女御。（二十一）藤原敏行。（二十三）源宗于。（二十五）源清正。（二十七）藤原興風。（二十九）坂上是則。（三十一）小大君。（三十三）大中臣能宣。（三十五）平兼盛。【右】（二）紀貫之。（四）伊勢。（六）山邊赤人。（八）遍昭僧正。（十）紀友則。（十二）小野小町。（十四）中納言朝忠。（十六）藤原高光。（十八）壬生忠岑。（二十）祭主賴基。（二十二）源信明。（二十四）源順。（二十六）源重之。（二十八）清原元輔。（三十）藤原元眞。（三十二）藤原仲文。（三十四）壬生忠見。（三十六）中務。」別に中古三十六歌仙と云ふものあり。群書類從に載す。曰く。和泉式部。相模。惠慶法師。赤染衞門。能因法師。伊勢大輔。曾根好忠。道命阿闍梨。藤原實方。藤原道信。平宣文。清原深養父。大江嘉言。源道濟。道雅卿。增基法師。在原元方。大江千里。公任卿。輔親卿。高遠卿。馬内侍。藤原義孝。紫式部。道綱母。藤原長能。實賴卿。上東門院中將。兼覽王。在原棟梁。文屋康秀。藤原忠房。輔正卿。大江匡衡。安法法師。清少納言の三十六人なり。

サムジフロク　キム　三十六禽は。和漢名數に云く。瑯琊代醉云。用脩云。古者術數又有二三十六禽一。蓋每辰而三。世少レ知レ之。子則鼠也。蝙也。燕也。丑則水牛。黃牛。兕牛。寅則虎。豹。貍。卯則兎。狐。貉。辰則龍。蚯蚓。蛞蝓。午則馬。鹿。獐。未則羊。犴。羚。申則猿。猴。狖。酉則雞。雉。烏。戌則狗。狼。豺。亥則豚也。猯也。豪猪也。陶隱居本草注。略二引之一。李淳風引二詩緯一。推二災度一。以二十五國風一應二二十五星禽一。而以二蛞蝓一屬二郯國一。可レ謂二附會不經一。然其說自二戰國一以來有レ之。雖二譏悠孟浪一。然亦古矣。特著二其說一以廣二異聞一とあり。此の圖多く古代の建築の欄間などに彫り付けあり。

サムジヤ　三社は。天照大神。八幡大菩薩。春日大明神を云ふ。又江戸にて三社祭と云ふは。淺草觀世音境内なる三社にて。該觀音の像を獲たる漁師康成。竹成。濱成を祀れるなり。

サムジユツ　算術。（スウガクを見よ）

サムシユノ　ジムキ　三種神器は。天孫降臨の時。皇祖天神より授けたまひし神璽にして。天壤と共に無疆に傳へ給へる大御寶也。そは八咫の鏡。草薙の劔。八尺の勾璁也。天孫此の國を知ろしめし給ふ以前。此の國の主たりし大國主尊

は比々良木廣鉾と云ふ鉾を代々傳へたるが。其の國去り給ふ時。之を天孫に獻れり。何れの國の王室にも傳國の寶器はあるものと見えたり。我が皇室にて古來三種神器なければ。正統の天日嗣に欠くる所ありとし。南北の時の如き。北朝の天子は都にありて。且實力もありけれど。私に位に即き給ひし者として。南朝を正統に立つるの論一般に正當なりと認められたり。されど。明治の皇室典範に。此の神器の皇統に關係あることを記さず。

【傳國璽】年山紀聞に云く。三種神器を傳國璽といふ人あり。これ臆説なり。小右記（小野宮實資公）。長和五年正月二十二日云。御讓位式。從ニ大納言許一被ニ見送一。傳國璽不レ知ニ何物一。仍被レ尋ニ其事一。天長十年紀。見ニ大刀契一。仍件記昨日送レ之。即被レ載ニ式文一了。又云。大臣以下列ニ左仗前一。相ニ持寶劔神璽及傳國璽一と見えたり。大刀と契は二物なり」とあり。是れは將軍に授くる節刀と符契なり。安齋隨筆に云く。

【神璽】神璽と稱するもの三つあり。此の差別を知らざれば書を讀みて違ふ事あり。三つと云ふは。一には八咫の鏡。草薙の劔の二種を合せて總名を神璽と云ふ。日本紀。古事記。古語拾遺。其の外上古の書に神璽の鏡劔と云ふ是なり。二には。天子の御印を神璽と云ふ。秦の始皇の時より。天子の印を璽と稱す。我が朝にてもそれに據りて。天子の御印を神璽と稱す。神は貴ふ詞なり。職員令。公式令。名例律。詐僞律。賊盜律等に。神璽とあるは。天子の御印の事を云ふなり（名例律の註に。鏡劔の事さしたるは大に誤りなり）。三には。後代に至りて。八坂瓊の曲玉の事を神璽と云ふ。此の玉上古は神寶なれども。神璽とは稱せざるを。長久元年神鏡は燒け碎け。寶劔は文治元年西海に沈みて。神代の古物は唯この寶のみ勝れる故。後代には此の玉を神璽と稱する事に成れるなり。璽は驗と云ふ意にて。鏡劔の二種を神璽と云ふは。讓位のしるしと云ふ義なり。後に曲玉を神璽と云ふは。神孫のしると云ふ意なり。古今の璽の意味同じからず。又源平盛衰記に。寶劔いまだ海に沈まざる以前の事を書きたる所に。神璽寶劔とあれば。右の説不審なるが如し。然れども盛衰記は後に記したるものなれば。後に當時稱する所を以て書きたるなりとあり。

【八咫鏡】和事始に云く。又は眞經津鏡とも云ふ。此の寶鏡を見まさんこと。吾を見るが如くすべしと。天照大神の勅にまかせ。則ち天照大神の御神體とあがめ奉り。代々天皇と御同殿にましましけるに。人皇十代崇神天皇の御宇に。甚神威を畏れ給ひて。豐鋤入姬命を附奉て。大和國磯城に神籬を立て。しばしく齋奉り給ひぬ。又內裏には神鏡。神劔の御影をうつしてとゞめ給ふさあり。又安齋隨筆に云く。八咫鏡は神代の物にて。今伊勢大神宮の神體也。今禁中の內侍所の神鏡さ云ふは。崇神天皇の時新に摸し作られし物也。圓融院の天曆四年九月二十三日。內裏燒亡の時。摸の神鏡燒損したれとも。破れずして。其寶は存せり。日本紀略に見えたり。禁祕抄には。燒すして南殿の櫻の枝に繫りて在しと見えたり。兩説也。後朱雀院の長久元年九月九日。內裏燒亡の時。摸の神鏡燒損したり。此時には燒碎け破れて五六寸計あるに。其闕屑或は二三寸許或ひは二三粒許拾ひ集めて。納めたりと百練抄に見えたり。二度燒て二度目には燒碎け破れたるなり。今內侍所の神鏡と云ふは。此の二度燒たる鏡の闕屑なり」とあり。又た云く。內侍所。古今著聞集卷一（神祇部）。內侍所はむかしは清涼殿に定めをかれまゐらせられけるを。おのつから無禮の事もあらばその恐れあるへしさて。溫明殿にうつされにけり。此事いつれの御時の事にかおぼつかなし。かの殿清涼殿よりさがりたる便なしとて。內侍所に定められたる方をば。板敷を高くしき上げられたりけるとそ。天德內裏燒亡に。神鏡みづから飛出給ひて。南殿の櫻の木にかゝらせ給ひたりけるを。小野宮殿蹄きて。御目をふさぎて。けいひつを高くさなへて。御うへのきぬの袖をひろげて受まいらせられければ。すなはち飛かへりて。御袖にいらせ給ひたりさ中傳へて侍り。されども此事覺束なし。其日の御記に云。天德四年九月二十四日申刻。重光朝臣來り申云火氣頗消罷。至ニ溫明殿一。求レ之。有レ鏡。面其徑八寸。頭雖レ有ニ一瑕一。圓規甚以分明。露出俯ニ破瓦上一。見レ之者無レ不レ驚。此御記かくの如し。小野宮殿の事見えず。おほつかなき事也。寬弘の燒亡には。やけ給ひたりけれとも。少もかけさせ給はさりけり。其時の公卿勅使行成卿なり。宸筆の宣命はこの御時はじまれり。長久燒亡にそ燒損ぜさせ給ひにける。それよりそのやけさせ給ひたる灰をとりて。唐びつに入奉りて今おはします是也。世のくたりさま。神鏡の御さまにて見えたり。神威いつとてもなじかはかはり給ふべきなれども。世のくだり行さまをしめし給ふゆゑに。かくなりゆかせ給ふにこそ。今いかならんかなしむへきとなり（著聞集建長六年橘南袠記之）さあり。猶カヾミの部を參看すべし。

【草薙劔】本の名は天叢雲劔。素盞嗚尊の物にて。天照大神へ獻したまひし也。崇神天皇の時。皇女豐鋤入姬命に八咫鏡に副へて草薙劔をも持しめて。大神の宮處にすべき地を求めさせたまひ。垂仁天皇の時。皇女倭姬命を以て豐鋤入姬命に代らせたまひて。宮處を求めたまひ。神教に依て伊勢の五十鈴川上に宮處を定めたまひし時に。鏡も劔も伊勢に在り。景行天皇の時。日本武尊東夷征伐の時。日本武尊伊勢へ詣

たまひし時。倭姫命天叢雲の劒を日本武尊に授けたまひしを。日本武尊是を佩て東征したまひ。野火の難にあひたまひし時。燒草を薙拂ひ。災を免れしに依て草薙の名あり。東夷を平けて尾張に至り。近江の膽吹山の惡神を平けんとて山に入り。大蛇の毒氣に中り。病起て薨したまへり。其時草薙劒は尾張の宮簀姫の家に解置て出給ひたれば。薨後にも劒は宮簀姫の所に在りし也。其後劒を京へ送り。天皇へ獻せられしと見えて。天武天皇朱鳥元年六月己巳朔。戊寅(十日也)。天皇の病をトふに。草薙劒の祟たれりと云ふに依て。尾張國熱田社に送置くと日本紀に見えたり。是より草薙劒は熱田の社に神體と成れり。內裏に在る寶劒は。崇神天皇の時に新に草薙劒を摸し作られたるを。代々傳へたまひし也。安德天皇まで摸の神劒傳りしに。平家の一門西海に赴きし時。文治元年三月二十四日。二位尼天皇を抱奉り。寶劒を執て海に沒しける故。寶劒此時海に沈て。搜り求むれとも再たび出ず。永く亡ひたり。其後寶劒の代りに(追考盛衰記に代りの劒の事見ゆ)。何の劒を用ひらるるや。新たに作られしや未詳。

【八坂瓊曲玉】は一名神璽とも云歟。天照大神御孫の瓊々杵尊に寶物を讓り授け賜ふ時に。寶鏡を授けたまひし事。日本紀にありて。劒玉の事はなし。又一說には。鏡劒玉三種を授け給ふとあり。此兩說ともに日本紀の一書の說也。古事記にも三種とあり。古語拾遺には八咫鏡及草薙劒二種の神寶を授け賜ひ。永爲天璽(セヨアマツシルシト)とありて。註に。神璽之鏡劒是也とあり。然れば神璽と云は。鏡劒二種の惣名にて玉の一名には非ず。其外律令格。式國史等に。鏡劒二種を擧げ。或は神璽之鏡劒とのみ記して玉を云はず。然らば玉は。人代に傳はらさる歟。古記實錄に皆玉を擧ずして。鏡劒とのみ記せり。今世三種神器と云へは。今も玉有るが如し。未だ詳ならず。後代に至て。公家衆竝に神道家等。神祕深祕なとゝ云て。有る物を無しと云ひ。無き物を有と云ふか如くなる說を作り出し。牽强附會の理說を設けて。それを隱祕して。神代よりの口傳などゝ僞る類あり。今世の人の言ふ事は一同取るに足らず。唯古書を信ずべし。古書の中にも。舊事本紀の如くなる古き僞書もあり。三種神器の事に付ても。樣々妄說多し。庸才にては惑ふこと多しとあり。又云く。三種神器。賀茂眞淵が著せる延喜式祝詞考に云く。神代紀一書。三種の寶と云ふを疑ふ人あるは。貞丈云く。古書に鏡劒のみ出して玉を云はず。依て疑ふ事あり)。顯れたる事にのみ依りて。ものを限るなり。そもそも古事記に伊邪那伎尊天照大神を生みまして。其御頸珠之玉之緒母。由良邇取由良迦志而。賜天照大御神而。詔云。汝命者。所知高天原矣。又神代紀一書に。大汝貴命乃天御孫命に此國を讓り奉りて退き給ふ時も。即躬披瑞之八坂瓊而。長隱者矣とあり。又天孫天降給ふ時に天照大神の宣はく。於是副賜遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劒云々と。古事記にしるされけり。これを以て。かの一書に。曲玉鏡劒を三種の神寶と有るなれば。何かいぶかしきや。只その勾璁は天しろしめす主なるしるしの神寶。それに准じて國知し給ふ大名持命も。是を御頭にかけ給ひつゝさて天孫天降給ふ時にも。國の御主なる御しるしに。天照大御神これを賜はせし事。上の伊邪那伎命の天照大御神の天知ろしめす御しるしに賜へる例なり。然れども是れ璁は御身につけます寶にて。人の手觸るゝものならず。故に古へより鏡劒二つを以て。大儀の時の御しるしとはなしけるなり。又同首書に云く。大名持命は何れより御頸玉を得給ふとも見えねど。須佐能男命の御讓りを得給ふからは。國主にましませば。自ら八尺の曲玉を御頭にかけ給ひしなるべし。是ぞ御鏡御劒にまされる大寶なるを知るべし。又云く。伊邪那伎命のゆづり給へる御うな玉は。大御神の天知し給ふしるしなれば。そをば天孫にも賜はず。天の岩戸の前にて招禱(ヲギ)せし彼の天照大御神の御頸玉になずらへて作りしを。今たまふ故に。遠岐斯云云とは云ふ也。貞丈云く。日本紀。古事記。萬葉集等を按するに。神代より以來に。古には玉を絲に貫きて頭にも纏ひ頸にもかけ。手足にも著けて身の飾とせしなり。是れ男女ともに貴人の裝なり。やさかにのまが玉と云ふ名は。神寶のみに限らず。すべて良き玉をほめて云ふ名なり。神寶のやさかにのまが玉は。神祖の御物なる故。是を貴び崇むるなり。やさかにのまが玉と云ふ文字。さまざまに書きて有り。皆漢字の音訓を借りてあて字に書きたるなれば。其の文字に付きて義理を說くは誤りなり。神代には唯詞ばかり有りて。文字なかりしなり。

サムシヨク 三職。貞丈雜記に云く。斯波氏(武衞と云)。細川氏。畠山氏。此三家を云。此三家は管領職を勤る家なる故。三職と云也とあり。明治の初め。太政大臣。左右大臣。參議を三職といへり。

サムジ井ム 參事院。(ハフセイキョクを見よ)

サムゼサウ 三世相。書名なり。三世とは。過去。現在。未來を云ふ。此の書は人の生年月日を以て。一生の運命及び過去と未來の事を知るの法を記したるものにて。佛家の手に成りしものなり。

サムダヤキ 三田燒は。元祿年間攝津國有馬郡の三田の領主九鬼某の。其地の工人に命して。古青磁(支那の明の代に製せし所の青磁をいふ)を摸造せし

む。其の巧殆眞に逼る。近時良工なしと雖も製出すること絶ず。工人業を傳へて今に至る(工藝志料)。言海に。八部郡三田に産する磁器といへるはいかゞ。

サムデム 散田とは。蓋し荒廢又は河邊等常税外の地に耕作して。輕税を納むるものをいふなるへし。租税志引く所の建内記に云。浮免は散田なりと。又成形圖説に。浮免は。口分田の外に。百姓の私に耕種するものなりといへり。また後鳥羽天皇元暦元年七月二日。伊賀國鞆田庄内の東大寺領浮免。先例に任せ沙汰を致さんと欲するの處。六條院の年頃飛驒前司廣季。知行すへきの旨を稱し。甚た理に背けり。其妨を停止し。東大寺領と爲す可し(集古文書)。」後堀河天皇安貞二年三月晦日。「三島宮領伊豆國玉川郷の散田は。地頭の沙汰たる可し。所當收納に至ては。郷司の沙汰たる可し(伊豆國三島文書。本書に據るに。散田は地頭之を沙汰し。所當は郷司之を沙汰すること傍例に任すと云へり。而して武家事記に云。農貢を詳に沙汰するは地頭職たりと。蓋し時に隨て其制を異にするなり)。」後伏見天皇正安元年正月十二日。令。河内國通法寺領。浮免の所當等闕怠ある可らす(諸寺文書)。以上租税志に引證する所を抄す。

サムトメジマ 聖多默縞。聖多默は。印度東境の島の名。其地より織出せる布を聖多默縞又唯にさむとめと訛りもいへり。後には西洋よりも同し織物を舶載せり。また吾邦にても之を織り出す。和漢三才圖會云。三止女南天竺國名。出ニ於此一稱ニ奥柳條一。多地蒼色而紺與レ褐縦柳條木綿厚美也。算崩模樣亦有。近年來者稍劣。故以ニ舊渡之物一爲レ珍。出ニ於倭一者名ニ京奥柳條一。不レ似ニ眞物一【青梅さむとめ】閑窓瑣談に。世俗の云唐棧は。唯棧留島にて可ならんか。さむとめといふは異國の島國なり。其地より織出すが棧留縞なり。夫に僞て織出したるをば山中縞といふ。しかし僞が出來たる故唐さむとめといふか。青梅縞は武州青梅村より織出すゆゑに其名あり」と見えたり。

サム子ムバム 三年番。(ザイバムを見よ)

サムバ 産婆。俗に取あげ婆と云。漢文に穩婆と書けり。古は經驗ある老女を賴みたり。今懷胎の婦人産婆を賴み。度々腹部を撫て和らけしめ。産に臨みて腰抱をなし。婦人をして安産せしむるもの也。其黨には各師弟ありて。其業を後世に傳ふる也。明治の今日は産婆の術を修る學校あり。卒業して官許を受け。開業することになれり。東京百事便に。東京産婆會(本部假事務所麴町區內山下町東京府裏門前)。幹事十二名(姓名は略す)。府下の産婆連合して。業務上の利害得失を研究し。其實驗考按を演述して學術上の智識を交換し。業務の改良技術の進歩を謀るを目的とす。府下を六部に分ち。第一支部より第六支部に至る。每部に正副會長及幹事若干名を置く。會員は五百五十三名(二十三年四月調)。また産科婦人科研究會(日本橋區矢の倉町十二番地)。會頭櫻井郁次郎。産科婦人科の學術を攻究し。一には斯學の程度を高尙にし。一には斯生の幸福を增進するを以て目的とす。每月一回月報を發行し。無代價にて會員に頒布すなどあり。猶イシ。タムジヤウ。ダタイ。フジムクワを見よ。

サムバウ 三方。(四方)。三方は神供を載るの具或は貴人膳部に用ふ。又儀式の用具たり。その製檜の白木にて作る。方形の折敷に臺を重ねたるものを衝重(ツイガサ子)と云ふ。臺の傍に孔を穿つ。之れをクリカタと云ふ。其三面に孔あるゆゑ三方といふ也。四面にあるは小四方(コジホ)といふ。孔なきを供饗といふ。後には之れにも孔あり。古へは公卿といへるよし山槐記に見ゆ。四季草に。三方の事。今世は平人盃を三方にすうる事あり。三方は本は賤き者の用ふべき物にあらず。三光院內府記云。盤(膳の事をいふなり)。大臣以上は四方。大納言以下は三方なり。又云細緣の三方は六位藏人用レ之云々(四方といふ物は。四方に眼象(ゲンシヤウ)あり。三方といふは三方に眼象あり。眼象とは穴の事なり。細緣の三方とは。ふちをひきくしたるなり。是を薄盤ともいふ。これも三方なれども。品下りたる物なり。されどもたゞの六位などは不レ用レ之。六位の藏人は是を用るなり)。宗五記に云。公方樣。攝家。門跡。大臣家にては御盃四方にすわり候。大方の公家衆は三方にすわり候。武家は角の折敷にすゑ候。大臣ならぬ公家。武家へ御出の時も此分に候(角の折敷とは。すみ切かくの折敷なり。今木具といふ物なり。足付の折敷なり)。又云。相伴の人により膳の替事。殿中にては公方樣。攝家。大臣。門跡皆御四方。公卿は三方。攝家。大臣。門跡渡御の時は。武家の御相伴はなし。御陪膳も役奏とて。殿上人御みやずかひ候。武家の御相伴の時は。公方樣御前四方。公家大中納言は三方。武家は足付。御陪膳は御供衆云々(足付とは。足打の折敷なり。今世木具といふものなり)。是を以て無位無官の賤き者三方をば用ふまじき事を知るべし。」今世間にて春慶ぬりの三方に。新年或は婚禮の席に長熨斗を載ることあり。これ塗三方は畧儀なるべし。人に三方を供するには孔のなき方を脊にす。神に供するに孔の無き方を神に向くるは誤なるべけれど。神前に三方を備へたる時。外觀のあしき爲め。人間の視る方を正面にして据うるなるべし。

ザムバウリツ 讒謗律。(ヒキザイを見よ)

サムハカセ　算博士。(ハカセを見よ)

サムバサウ　三番叟は。何れの俗樂にも必ずある舞曲なり。一名翁舞とも。又翁渡しとも云ふ。神樂。能及び戯場共に之を用ふ。

三溪云く。三番叟の曲は神樂。能。演劇共に祝言として舞ふ所の舞曲にして。一に翁舞又は翁渡しと唱ふ。三番叟に正式と畧式とあり。正式の翁渡しには。三人の尉即ち翁と千歳と三番叟と出でゝ舞ふ。之を式三番と云ふ。略式の三番叟には其曲の上半を省きて翁と千歳は出です。三番叟の揉みの段より始む。故に略式の三番叟曲を揉出しと稱す。維新前の大劇場にては毎拂曉式三番を演せしが。宮地芝居又は地方の劇場及び舞踏の師匠の浚ひ等。簡略を尙ぶ場合には。此の略式を用ひたり。是等略式の行はるゝ樣になりて。名稱大に混雜したれど。三人出るものを翁渡し又は式三番と唱へ。略式のものは唯に三番叟と唱ふべき也。

【翁舞の起原】猿樂傳記に云く。翁渡しの根元は日本開闢の時。日の御神天岩戸に隱れ玉ふを以て。八百萬神之を歎き。岩戸の前にて舞曲を調べ。之を慰め玉ひしを學び云々。シテの翁を天照大神宮に表し。色黑き尉を住吉神に表し(三番叟)。脇師を戸隱の神に表す(千歳)。一書には。翁は天照大神。千歳(鈴の太夫)は八幡大神。三番叟は春日明神と稱す。諷ものは陀羅尼に神道の詞を雜へたるなり。是何者の作か知らず云々。一人は正神の神翁也。又一人は千々の尉。今一人は延命冠者と唱ふ。此の兩翁をば神の父とし。神の子として。子孫相續し。萬代繁昌を含むなり」とあり。又武州鷲宮の古式神樂にては此の曲を翁三神の舞樂と稱し。表筒男命。底筒男命。中筒男命が。天下太平國家隆盛の祈禱をなすなりと云へり。斯く數種の說あれども。子孫相續萬代繁昌の祈と云ふに。戸隱の神即ち手力雄命の緣故あるべしとも覺えず。又八幡大神陀羅尼など云ふは。後世の兩部集合の說にして。神代の神樂に然る事柄を交ふべき筈なければ。此の點は信じ難し。但能役者中の數家及び演劇俳優に傳ふる所にては。之を天下太平五穀豐穰の祈と云ひ。鷲宮の所傳及び猿樂傳記の說にては天下太平國家隆盛の祈と云ふ。何れか是なるを斷し難しと雖も。然し乍ら住吉神は水路と五穀と文學の神なれば。五穀豐穰の祈と云ふには恰當すれども。天下太平の祈には少しく緣遠き心地なきに非ず。余一家の考を以てすれば。舞の意は二つの祈を兼ぬるものにて。三神の神體も。二說の衷を折して。翁天照大神。千歳住吉大神(即ち表筒男。底筒男。中筒男命なり。此の三神三體に分てども。恐らくは同一體の神なるべし。平田篤胤は猶之を。[illegible]士翁即ち猿田彦と同神なりと云へり)。及び三番叟春日明神とせんか。住吉の文學と。春日の武備と相照應し。三番叟が雄健びの足踏みをなして。三翁中最も活潑なる舞を演するは。武神たるの本色に適合し。最も妥當なる解釋の如く思はるゝなり。

【神歌】能及び劇には舞曲に伴ふ歌詞あり。是後世出來たる者なるべし。神樂に在ては無言にて舞ふを常とすれば。歌詞のあるべき筈なし。唯々古式神樂にて三神が舞の半ばに於て。口に祝詞を唱ふることあり。其の詞は秘密との事なれども知得たれば後に記す。能に於ては此の神歌を秘密とする派と。せざる派とあり。觀世流にては其の歌を神歌と稱して板行頒布せり。歌に曰く。

翁「とう／＼たらり。たらりら。たらりあがり。らゝりとう。地「ちりやたらり。たらりあがり。らゝりどう。翁「所千代までおはしませ。地「我等も千秋侯はふ。翁「鶴と龜との齡にて。地「幸ひ心に任せたり。翁「とう／＼たらり。たらりら。地「ちりやたらり。たらりら。たらりあがり。らゝりとう。千「(千歳ましませ。松の梢に鶴は棲むなり　ありうとう／＼(二日目)。千歳ましませ。巖の上に龜は棲むなり。ありうとう／＼(三日目)。鳴るは瀧の水。なるは瀧の水。日は照るとも。地「絶えずとうたり。ありうとう／＼。千「絶えず滔たり。常にとうたり。千「君の千歳を經んよも。天津乙女の羽衣よ。鳴るは瀧の水。日は照るとも。地「絶えずとうたり。ありうとう／＼。翁「總角(アゲマキ)や。とんどや。地「尋(ヒロ)ばかりや。とんどや。翁「千早振る神のひこさ(今。みこと)の昔より。久しかれとぞ祝ひ。地「そよや。りちや。翁「凡千年の鶴は萬歳樂と歌ふたり。又萬歳(今。代)の池の龜は。甲に三極を備へたり(寶生。いたゞき)。渚の砂子さく／＼として。朝たの日の色を朗し。瀧の水冷々として(寶。落て)。夜の月あざやかに浮びたり。天下太平國土安穩。今日の御祈禱なり。あり原や。なぞ(ナヅ)の翁ども。地「あれは何所の翁どもぞや。いづくの翁。とう／＼。翁「そよや。翁「千秋萬歳の悅びの舞なれば。一舞まはう。萬歳樂。地「萬歳樂。翁「萬歳樂。地「まんざい樂。

右本文に於ては。右に記したるが如く觀世流と寶生流と今春流と大差なし。而して二日目。三日目の入れ詞に於ては兩者大に異なり(今姑く省く)。兩者其の節付の異なることは勿論なりと知るべし。又鷲宮の古式神樂に用ふる祝詞なるものは。

翁「總角やとうととう。ひろはかりやとう／＼。さかりてねたれとも。まろびあひにけり。とう／＼かよりあひにけり。とう／＼。千歳「與がることかな。與がりおもしろし。よろこびのまひなれば。一まひまはう。三「おさへ／＼、おうといふ。長

さ〳〵おう。末「千歳〳〵せんざいや。千とせの千歳や。末「萬歳〳〵萬歳や。萬代の萬ざいや。

本拍子、末柏子とは樂人の唱ふ部分にて。昔は三神の舞人も共に唱ひしが。今は拍子方のみにて唱ふと云へり。

扨。右に記したる。能と劇との二日目。三日目と云ふ事は。古へ能の興行。三日以上續く時は。二日目及び三日目には、初日と異なりたる文句を附加ふることにて。觀世流にては、右に記すごとくの文句なり。又開口付の翁とて。脇能の前に開口ある時は。此の歌も亦文句に少々の變動を來すを例とす。而して四日目に至ては。初日の歌に返り。五日目は再び二日目の文句を用ふる等。順次此くの如し。尤も德川柳營にて能ある時。初日の翁には。觀世太夫之を勤め。二日には寶生流にて。寶生太夫之を勤め。三日は金春太夫勤むるなどの例ありき。

劇場に用ふる所も亦能の文句に同じ。唯々劇場に於ては。一と興行即ち四十二日間同じ文句を用ふると。役者が單獨にて唱ふへき句をも。地が常に之を助くると。聊か之と異なり。」三番叟の曲は祝言の一なり。祝言の內にても。一日の興行の最初に演ずるものと。最終に演ずるものと。中央にて演ずるものと自ら一定せり。三番叟は神樂に於ては。之を演ずる時に定りなきも。能にては必ず一日の最初に演じ。劇場にても式三番は亦必ず拂曉第一幕に演じ。淨瑠璃又は長唄の三番の時のみ。所作と號して中央又は最終に演じたり。」此舞は觀世、寶生、今春とも之を自家二百番の番組の外に置けり。以て此の曲の古く且神聖なるを知るべし。

【役者】此の舞に出づる役者は。能にても劇場にても。七日間の潔齋をなして舞臺に上れり。觀世は上掛りとて。唯一神道を奉ずれば。精進はなさゞれども。前日の九ツ時より忌火を鑚り。家人と別火し。當日の朝は觀世豆腐。觀世味噌にて一種の汁を作り。魚肉も之を食ひたり。後世にては右の精進も三日位に減じ。潔齋の意は今日も廢せされども。追次手輕になれるが如し。維新前までは觀世氏は翁舞に翁を演するが爲に。京都なる神祇大副吉田氏に至りて。何等かの免狀を受くるを例とせりとぞ。

能にては翁は太夫。千歳は脇師（ツレあればツレ）。之を勤め。三番叟と面箱持（あれば）は。狂言師の太夫と脇師と之を勤む。而て二日目は初日より。三日目は二日目より。舞の手繁し。一日。三日。五日など奇數の日數間之を續くる事あるも。二日。四日など偶數に興行せさる例にして。其の間役者を替ふるともあり。蓋し役者多人數なるを以て。甲に演ぜしめて乙を除名する等の事なき樣にとてなるべし。劇場にては。舞臺開の初日、又は正月元日は名題俳優之を勤む。則ち翁は太夫元、千歳は太夫元の相續人。三番叟は座頭即ち最も技に熟したる者之を勤む。而して次日よりは稻荷町とて俳優見習の劣等の者之を演じて。練習の爲とす。

【服裝】神樂。能及び劇場共に。翁は白色切腮の面を被り。梨子打の萬歳烏帽子を戴き。狩衣又は直垂を衣たり。而して能と劇場とは手に中啓を持ち。神樂には幣を持てり。劇場は能の式を採りたるもの故。其の服裝も能と異なることなし。」千歳の服裝は神樂と能にては大に異なり。即ち神樂にては總て面を被るの法なるを以て。千歳は切腮ならさる白尉の面を被り。萬歳烏帽子を戴き。衣は狩衣又は直垂。手には扇と鈴とを持ちたり。而して能及劇場にては。千歳は面を被らす。服裝は侍烏帽子、素袍。大口に中啓を携へたり（能及び劇場にては流義により。千歳の外に。面箱持と稱する者を出すともあり。其の服裝は千歳と異なることなし）。三番叟は神樂。能及び劇場とも切腮黑尉の面を用ふ。神樂にては初より劍烏帽子を着して出れとも。能及び劇場にては初め侍烏帽子を冠り。鈴の段より劍烏帽子に改む。衣は鶴龜松抔の模樣ある素袍又は直垂に大口を着け。手には中啓を持ち。鈴は鈴の段に至りて。千歳より受取りて之を持ちて舞ふ。其の劍烏帽子は黑色無地のものあり。又七五三即ち横に十五條の白線を畵したるものあり。又其の線の上に金にて日輪を畵き。其の中に兎の形を畵きたるものあり。又は金色無地のものもあり。劇場にては右の十五條の線を畵したる上に。猶其の正面に一個。又は兩側に各一個の日輪を紅く畵きたるものをも用ふ。襪は能及び劇場にては黃色の半足袋を用ふるなり。」猿樂傳記に云く。翁の烏帽子は丸き竪烏帽子なり。是を翁えぼしと號して。外の事に用ひすと。又三人の面を說て云。白色。黑色。肉色と天地人の色を表す。白は天。黑は地。肉は人なり。其の肉色は面なしに勤むる處なりとあり。此の說傅會なるべし。何となれば神樂には面の無き筈なければ。古くは千歳も必ず何かの面を被りたるへき筈なり。顧みて鷲宮の古式神樂を考ふれば。

第一	表筒男（翁）	白尉の翁面	手に鈴と幣	直垂。白大口。左風折烏帽子
第二	中筒男（千歳）	白翁の神面	手に鈴	千早。そばつき。左風折烏帽子
第三	底筒男（三番）	黑尉の面	手に軍扇	直垂、赤大口。立烏帽子

と云ふ服裝なり。鷲宮の古書に。之を三筒男命の舞とも云ひ。又天照。八幡。春日とも云ひ。國運の隆盛無窮を祈る舞と傳へたり。而して三神の服裝も。持物も古今の

サムハ

變革あり。三番叟と千歳は其位置相變れりと云へり。而して何れが天照大神。何れが春日。何れが住吉と云ふ事は知るべからず。然れども余が考を以てすれば。表筒男と云ふは最も貴きを以て表に居るものと考へられ。從て天照大神と推定せらる。手に幣を持つは國家の主權を司るなり。中筒男は住吉神にして手に鈴を持ちしは文神なり。底筒男の立烏帽子を被り軍扇を携ふるは武神に似たるを以て。恐らくは武甕槌神即ち春日明神に該るならん。左すれば軍神が其の勇猛を表する爲め。黑色の面を被るも。頗る理あるもの丶如ければ也。夫の三筒男と云ふは余は之を異名同神と信じ。中筒男即ち住吉神一人の名なるを誤て三神となせしものにて。實は翁天照大神。千歳住吉大神。三番叟春日明神の三神なりと斷定せんと欲す。

【面箱持】能および劇場にては。三神のほかに。面箱持と號して一人の役者を舞臺に出だすことあり。下掛り即ち兩部神道を奉ずる今春。金剛。喜多の三流にては。三神と稱して三人の外出で舞はされども。上掛り即ち唯一神道を奉ずる觀世。寶生の二流にては。四神と稱して別に面箱持を出す。按ずるに役割の都合などにて。三人の役者のみ場に登りて。他の一人を除名することの成り難き等の情實より。四神の例の起りしなとには非るか。然れとも今春は春日神社に屬する最古の能役者の家なれば。其の家に傳ふる三神の方。古式に叶へる者ならん。然るを四神相應なと云ふ諺あるより。四神の說は頗る勢力を得て。劇場にては觀世流の式を採用したり。」面箱持の務は先づ面箱に翁及び三番叟の面。竝びに千歳の鈴を入れて之を舞臺に持出し。翁及び三番叟が面を着くる時。之に面を與へて其の紐を結びなどし。翁が舞了て之を脫する時亦之を解きて箱に收め。鈴の段の初まる時に鈴を千歳に渡すの役目にて。所謂舞臺の後見の役なるべし。然るに今は別に後見をシテ方。及び狂言方より各一人つ丶登場せしめ。面箱持は唯〻翁の面及び鈴を出納するのみにして。三番叟が面を被る節は之を狂言の後見に付して之を傳達せしめ。三番叟の劔烏帽子及び面を被るに付ては。毫も之に手を貸さず。是一つは能役者と狂言師と相乖離せるの弊習より起れるならんも。面箱持の外に猶素袍を衣たるシテの後見を出し。之をして面箱を取扱はしめ。自分は鈴の問答をなして後。面箱をシテ後見の前に置きたる儘入ること丶なせるは。全く一人の職分を面箱持と後見との二人に分擔せしめたる誤謬と思はる丶なり。然れば上掛りに於る千歳の任務は漸〻輕くなり。初は舞と鈴の問答と。面の始末とを司りし者が。後には四神となりて。面箱持即ち跡の千歳に其の職の大部分を委託し。己の舞を了れば。翁と共に入る事となれるなるべし。而して其の委託を受けたる面箱持は又もや其の職の大部分を後見に委託し。鈴の問答のみを自らして。面の始末は之をなさ丶るに至れるものと察せらる。而して舞臺に登る人益〻多くして。其の理由益〻繁雜混淆に至れるなり。

【舞の順序】四神場に登るの順序は。四神主義なれば最先に面箱持。次に千歳。次に翁。次に三番叟とす。而して舞の順序は。古は三人一時に立て舞ひたる樣猿樂傳記に見え。今鷲宮の古式神樂も三神共に舞へど。今の能及劇場は翁の發聲を了りて。千歳舞ひ。次に翁面なしにて舞ひ。次で面を着けて揚卷やとんどやと唱へつ丶舞ひ了れば。面を千歳又は後見の前なる面箱に收めて。千歳と共に入る（此の千歳。面箱持と兼る三神主義なれば。此の時入る能はず。跡に殘り。三番叟との問答をなし。又面と鈴とを渡すの勤あるなり）。此の時。此處にて風流の狂言を挿むことあり。三番叟立て「おうさい，丶悅ありや。我が此處より外へはやらじと思ふ」と唱ふて。足拍子を踏みて舞ふ。之を揉み出しとも揉の段とも云ふ。了て（風流の狂言は。其の種類によりて。是處へ挿むこともあり）。侍烏帽子を脫ぎ。劔烏帽子を被り。面箱持（又は千歳）より狂言の後見に渡す面を。後見より受取りて被り。立て面箱持又は千歳を呼ぶ。面箱持又は千歳は之に答へて立つ。其の問答の文を鈴の問答といふ。其の詞に云く。

三番「あ丶ら目出度や。物に心得たる跡の太夫殿に。ざつと現參申さう。千歳「丁度參つて候。三「誰が御立ちに候ぞ。千「あと丶仰せ候ほどに。某し隨分物に心得たると存じ。御あとの爲に罷立て候。三「ほう〳〵〳〵。千「今日の御祝儀を千秋萬歳と目出度いやうに。舞ふてなりそへ。色の黑い尉殿。三「あと丶申す處に早々との御立。祝着に存ずる。今日の御祝儀を。此の色の黑い尉が千秋萬歳と舞ひ納うずる事。何より以て安う候。先づあとの太夫殿には。重々と元の座敷へ御直り候へ。千「某元の座敷へ直らうずる事は尉殿の御舞より安う候。まづ御舞候へ。三「先づ御直り候へ。千「いや唯御舞候へ。三「平に唯〻御直り候へ。千「あ丶ら目出度や。然あらば鈴を參らせうずる。（是にて鈴を振ならして渡す）。三「あら要がましやな。

是にて鈴を受取りて。鼓聲にて互に二歩退き。千歳又は面箱持は座に返り。三番叟は立て舞ふ。是より以下を鈴の段と云ふ。右文中に跡の太夫と云ふ語あり。是面箱持を呼ぶべき語に非ず。正に千歳なる一個の舞人を呼ぶべき語なり。又文中に滑稽なる文詞あり。是三番叟を狂言師の擔任する事と規定せし以後の事なるべく。初め

は三番叟とて必す眞面目にて舞ひし者なるべし。其の證據は凡て狂言には。囃子方は。囃子をなさず。單にあしらひを入るゝのみなるに。三番叟の舞の間に限りては。正當に囃子をなすを以て。古式の如何を知るべし。扨て三番叟は舞ひ了りて後。面と鈴とを千歳(又は後見)の前にある箱の中に收め。千歳又は面箱持と共に幕に入る(後見面箱を司る場合には。後見は面箱持の入りし後に。箱を携へて切戸より入る)。以上の問答の詞は鷺流のを記せり。他流の分は稍ゝ異なる所あるべし。」劇場にて行ふ式は舞臺の形も異なるを以て。四神とも其の座所少く異なり。又神樂は各ゝ最初より面を着け居るを以て。面を脱着するの式なく。又鈴の問答などの事なく各ゝ最初より持てる品にて。千歳。翁と順次舞ひ。二人同じく退いて後。三番叟揉の段と鈴の段を舞ふて一齣を結了するなり。要するに。神樂は一種異なりと雖も。劇場は其の順序及び服裝等まで。能と殆と同じと云ふべきなり。

【略式の翁及び三番叟】大劇場にては昔し本業の「翁。千歳。三番叟」を元日又は舞臺開の時等に行ひしが。時として略式の翁を行ふもあり。其は五人囃子を用ひず。地謠ひを用ひず。本業の神歌を本調子に節付けし。三絃。笛。鼓に合せて大薩摩の太夫之を唱ふ。舞の手は勿論本業の手と異なるなし。然に小劇場にては同じ物を三下りに節付して用ふる事もあり。」又一層略したる者にては。三番叟の揉みの段より始め。翁も千歳も出でざる一方あり。此に至ては面を被らず。眉毛を下垂したる狀に畵き。鼻下に靑黛粉を點じ。滑稽なる容貌にして。始より剱烏帽子を被り。鈴と扇とを(中啓に非らず)携へて出で。活潑に動作舞踏するなり。其の歌は長唄にては雛鶴三番叟。種蒔。志賀山(舌出し)。繰り。檣。晒。廓などの三番叟あり。常磐津に子寶。式など。清元に四季などあり。何れも所作事と稱して舞踏の事なれば。開演第一幕には演せず。中幕に出すことにて。是は三絃と笛と鼓と太鼓とに合はすることなり。然れども是は極めて略式のものとす。其の略式のものに式三番の名を題するは。僭越なりと謂ふべし。

【故實】能に於ける三番叟の設備は。他のものと大に異なる點あり。脇鼓の二人多きと。地謠の人數が役者の背後に坐せずして。囃子方の背後に列すること等是なり。三番叟も略式となりては何事なけれども。正式のものに在りては。役者の精進潔齋は勿論。樂屋にて神を祭り。之を拜して舞臺に出づること。又其の舞踏の間も大に心得あることにて。自ら神に扮して天下の豐穰を祈るの心持を以てせりと云へり。故に役者。地謠ひ。囃子方等。皆翁舞の一齣は侍烏帽子。素袍。長袴を用ひ。以て他の齣に於て上下を用ふるに區別せり。又翁の舞の間は。其の幕に入る迄將軍と雖も簾を垂るゝことなく。之を捲きて覽たり。又役者も他の役者の舞ふ間は舞臺に手を突きて之を待つこと。是は催主への禮なるへしと雖も。大藏の狂言師の家にては。三番叟に扮する者は此の禮を爲すを要せず。三位以上の高貴の前に非れば。唯ゝ膝の上に手を置くのみにて足れりと爲せり(但し催主の用人などより殊に依賴あれば。便宜之に從ひしと云へり)。斯く此の舞を神聖の物とせしは。三柱の神が國家安穩五穀豐穰の祈禱をなすに形どれはなり。古式神樂にては明に之を三筒男神の天下太平の祈の舞と云へど。謠に於ても。其の文中天下太平國土安穩の御祈禱なりと云へり。傳へ云ふ。三番叟が鈴を以て地に向て之を振ふは。種を下すに象るなりと。故に種蒔三番叟などの名も起りしなり。按するに住吉神は航海の神。文學の神にして。兼て田作の神なり。故に又佃住吉の號あり。同社の神田に田作りの神事あるも其緣なるべし。此の神は初め筑紫の橘の小戸の青木の原に生れ。攝津に移り。攝河泉紀の地方を領せし大種族の君にして。一名表津綿津見。中津綿津見。底津綿津見命と云へり。想ふに是農業と航海に長じたる種族にして。天孫に仕へて五穀を獻じたれば。其の紀念として此の舞は作られたるなるべし。總て神樂は皆古代にありし歷史の事實を演ずる者なれば。翁舞亦上古の一演劇ならざるを得んや。

サムピツ 三筆。和漢名數に云く。本朝能書三筆は嵯峨天皇。橘逸勢。僧空海(弘法)。同三跡は道風(醍醐。朱雀。村上帝時人)。佐理(圓融院時人)。行成(大納言號二世尊寺一。一條院時人)とあり。又近衛龍山。當時の名筆を本阿彌光悅に問ひけるに。光悅云ふ。まづ。次は御前。次は八幡の松花堂と答へける。まづとは誰なりやと問ひたれば。恐れ乍ら拙者なりと申しけるとぞ。

サムボク　サムテウ 三木三鳥。古今集の中に三木。三鳥。歌屑などとて解しかたき事あり。之を傳授ものと唱へ。和歌者流にて六かしき者とせり。連歌師の世になりて。冷泉家より此の傳授を受けたりなど唱へて。重ゝしき事に言囃せる事とぞ。三木三鳥の傳と云ふ事の初は宗祇なるへしと云ふ。三木は河菜草。をか玉の木。蓍に削花なり。

【カハナクサ】古今集卷第十。物の名。かはなぐさ。ふかやぶ「うば玉の夢に何かはなぐさまん。うつゝたゞにもあらぬ心を」。和名抄卷第十七。水菜類に。水苔。辨色立成に云く。水苔。一名河苔。和名加波奈とあり。水菜類に水苔。紫苔芹(下略)。如此列たれは。水苔は食ふへき物なり。延喜式祝詞の部。鎮火祭の祝詞に。吾名妹命能所レ知

上津國ヘ心惡子ヲ生置來。如レ此宣。返座テ更生ニ子水神匏川菜。埴山姫四種ヲ生給テ此心惡子乃心荒比留。彼水神匏埴山姫川菜ヲ持テ鎭奉禮止事教悟給支とあり。貞丈云。海に生ずるを海苔と云ひ。川に生ずるを水苔とも云ふ。川水は鹽氣なく淡き故。水苔と云ふは即ち川苔と云ふ事なり。海川に生ずる苔をのりと云ふなり。其の苔食ふへき物なれば。野菜に準じて川菜と云ふなり。かはなくさ。をがたまのき。めどにけづりばな。此の三つを古今三木の秘傳とて。出處なき事を作り云ふ事あり。信用するに足らず。三木三鳥の傳說妄作なり。

【チガタマノキ】古今集卷第十。物名。とものり「みよしのゝ吉野の瀧にうかび出づる。あはをか玉のきゆとみつらん」。日向國高千穗峰だけは。神代の古跡なり。其山にをがたまの木あり。日向人其枝を折りて。江戸の人に送りたるを。繪圖にしたるを見し事あり。つばきの葉の如くにて。もちの木の實の如く赤く實を畵きたり。其正物を求め見るへしとあり。三溪按するに關東にも海邊にあり。玉椿又は島椿と呼ぶ。イヅサムゴムゲムの條に記したり。參看すべし。

【メトニケヅリハナ】古今集卷第十。物の名。二條の后東宮のみやすむ所と申しける時に。めどにけづり花させりけるをよませ給ひける。「花の木にあらざらめども咲きにけり。ふりにしこのみなる時もがな」。新續古今集俳諧歌「ひえの山にかたわけてけづり花しける事侍るに。かたきの方にをみなへしをつくりたりけるを。人々もて遊びければ。ねしてむすびつけゝる。僧都觀友「草も木も佛になるといふなれど。をみなへしこそうたがはれけれ」。或說に。めどは妻戸なりと。貞丈云く。今も檜をうすく削りて花をつくるなり。貞丈按に。康秀が歌にはけづりはなにかゝはらずめどのみをよみ入たり。めどにけづりばなをさせりければとは。めどと云ふ草の形を。けづり花にさせたりけると云ふ事なり。めどを妻戸として。させりけると云ふを挾む事とするは。誤りなり。めどは和名抄に云く。蘇敬。本草註に云く。蓍以ニ其莖ニ爲レ筮者なり。和名女止とあり。云々。又橘道守の說には蓍萩の枝に造花を挿せるにて。紙又は絹にて造花を作る樣になりても。以前の例て作れる頃の名を傳へてけづりばなと云なりと云へり。以上木にはあらぬ品をも總括して三木と唱へし也。

【三鳥】は稻負鳥(イナオフセ)。呼子鳥(ヨブコ)。百千鳥(モヽチ)なり(各その條下に出せり)。或は云く。百千鳥を除きて都鳥を加ふへしと。

サムマイ　散米は。古へうちまきと云ふ。またさむくとも云へり。元來神に初穂を奉りしより起れり。和名抄に精米。離騒經註云。精(久萬之禰)。精米所ニ以享一レ神也と見ゆ。皇美麻命高千穗二上の峯に天降りましゝ時。天暗く晝夜わかたず。茲に土蛛あり。名を大鉗(オホカム)。小鉗(チカム)と云。此者奏して曰。命の御手もて稻千穗を拔かし籾にして四方に投げちらし給へば。そらあかりなむと。依りて其言のことくなし給へは。即天開晴日月てりわたれりと。これ散米のこともと也。これよりして神に供し。また禁厭なとにも精米を散らすことあり。貞丈雜記云。産の時。散米の事。將軍家には沙汰あり。堂上にも有之し事也。散米する時。兩說有。産婦臨産の時と小兒産湯の時する事有。元永二年五月二十八日。皇子誕生(崇德院)。同二十九日御浴殿。右大臣女。高倉殿持ニ御劍一。典侍藤能子散米云々(是は御産湯の時の事なり。御産記部類源禮記に見たり)。又治承二年十二月十二日。中宮御産氣。此間内外周章。散米當ニ障子一聲頻云々(是は御臨産の時也)。未二點皇子降誕(安德天皇治承御産記。山槐記に見)。産所に散米する事は。産所にては。産婦をはじめ人々の氣閉ち逆上する故。散米して氣を發する爲なり。またおなじ隨筆に。源氏横笛の卷に。うちまきしちらしなとして。みだりかはしきに云々。是は夕霧大將の若君。夜物におそはれてなきいだしたる時に。米をまきちらしたる事を云也。箋に散米也。大嘗會にもある事也。孟津抄に。おさない子のおびゆる時。散米するなり。貞丈按。今昔物語云。今は昔ある人方たがへに。下京邊に幼兒を具して行けり。其家に靈ありしを。かの人はしらざりけり。幼兒のまくらの上に灯をちかくとぼして。かたはらに二三人ばかりねたり。乳母は目をさまして。兒に乳をふくめて居たるに。夜半ばかりに。ぬりごめの戸を細めにあけて。長五寸ばかりの男の裝束したるが。馬に乘りて十人ばかり枕のほとりをわたりければ。乳母はおそろしと思ひながら。打まきの米をつかんて投かけゝるに。このわたる者ともさつと散て。うせにけり。うちまきの米ごとに血つきけり。おさなき兒とものあたりには。必ず打まきを置ことなりと語り傳へたると也」。皇子御誕生の時うちまきする事あり。榮花物語初花の卷。寬弘五年九月皇子生れたまひ。御湯殿の事記したる條に。雅通の少將うちまきをし。のゝしりて僧都にうちかけに。おほしたまふぞ。をかしきとあり。

【さむく】と云は。嬉遊笑覽に。さむくといへるは。散供にや。七十一番職人歌合。米寶「戀せしと神の御前にぬかつきて。さむくの米の打はらふかな」。師門物語。鹽がま明神へ詣でし處。左のたもとよりこがれのさむくとり出し。社壇へ光れと蒔給ふ(これは砂金にや)。宇治拾遺に。空入水したる僧の條。たちなみたる見物のものと

も。うちまきを霞ふるやうになぐ(これは今のさい錢のやうに投るなり)。寛永發句帳。「ちる花は散米なれや伊勢さくら。重政」などあるを見れば。參詣人の便に任せ金錢をも納むるやうになれり。因て十二銅と云へる事あり。前同書には。錢十二文を紙に包みて手向とするも。彼散米を包みたるによるにや。十二銅はもと十二灯にて燈明を奉るなり。となへおなじ。故に錢十二を用るとなれり。正章が千句「ねぎとをいひてかゝぐる十二灯」。されど今もやんとなきあたりには。宮參に御粢桶一荷まゐる。桶の形は丸も六角もあり。貝桶のやうにて底なし。掛子あり。內に入りて底となる。臺は雲脚なり。銀地銀粉にて鶴龜松竹の繪あり。そのかけ子の內に洗米蒔錢入るとなり。また砂金を用るもありなと見えたり。三溪云く。米を散して船幽靈を禳ひしと云ふこと。ある書に見えたり。米にかぎらず。物を動かして拂へば不淨を除くの効ありとは。古へより信せらるゝ所にて。土耳古人のごときは非常に清潔を好みて。顏面を洗ふにも。盥に汲みて洗ふことなく。栓を拈りて流れ出づる水を用ふと云へり。滯る水より流動する水の方清潔なりと云ふより來れる信仰なるべし。扨我が國にて物を散して不淨を禳ふ例は。米の外に。

【鹽】葬禮の濟みたる後鹽を戶口に撒き。會葬したる人の返來る時之に撒き。其他不淨に觸れたる品を鹽にて洗ふと多し。花柳業の家にては毎朝又は毎夕鹽を戶口に撒く風あり。其法。閾の上に三ヶ所三摘みの鹽を置くもあり。又閾の外の地面に一ヶ所を起點とし。此處より正面及左右へ斜に四十五度の角度を以て。御光の如く鹽を撒くもあり。之を鹽花を振ると云ふ。猶寄席にては。此の外に帳場の臺の上に猪口に盛りたる鹽を備へ置けり。臨時に不淨などの起る時の用心なるべし。

【砂】遠州の俗。土用の丑の日。海濱に出でゝ潮水に浴し。歸途は砂を携へて歸り。不淨ある時之を撒く。又九星家にて星を祭り。家の四方に砂を撒くことあり。昔大名の門には。式日には必ず。戶口の左右に砂を盛りて。二つの小丘を築けり。之を盛砂と云ふ。今も松飾の根方に砂を盛りたるものあり。其の餘風なり。

【塵】角力の土俵に上りて敵と遇ふ時。藁なり木の片なりを爬(ムシ)りて。左右左に投ぐるとあり。之を塵手水と云ふ。

【幣】紙を細かに切りて。旅行の途上に之を散らすことあり。之をぬさと云ふ。平安朝の頃ありし風なり。後世ぬさとは幣束の事となりたれど。幣束も不淨を禳ふの効は今に至て異ならず。神前には神主の身自ら又は他人の頭上に。左右左と三回幣束を振りて。其の不淨を攘ふことは今に殘れり。

【豆】節分の夜。豆をまきて陰鬼を追ふこと。古來傳れり。

【火】神に供する品には。必ず燧火を打掛けて後に供す。藝人は門を出づる時身に燧火を打かくるなり。

以上擧くる所を推して。何にても。總て撒き散らし又は打拂ふ如く動かしたる者は其の物自からは勿論。之に觸れたる物も清淨となるの感念。古くより我が國民の內に行はれたるを知るべし。

サムミ　散位。(サンカイを見よ)

サムミレウ　散位寮。(シキブシャウを見よ)

サムヤク　三役とは。寶永以降。德川氏以下列藩。倶に徵收せし所の傳馬宿入用米。六尺給米。藏前入用金の三種を謂ふなり。其原委は租稅志に云く。舊記に據るに。傳馬宿入用米は。寶永四年宿手代を五街道の驛郵に置き。之に給するか爲賦課せしに昉る。正德二年宿手代を廢すれとも。舊に依て徵收し。遂に以て宿驛の問屋本陣等に給す。其課率は年々異同あり。享保六年高百石に米六升と爲す。六尺給米は曩昔庖廚に役使する人夫を高に賦課す。後六尺の人員に隨て其給米を課す。享保に至り高百石に米貳斗と爲す。藏前入用金は民人田租を上納する時の雜費に充るか爲め。之を賦課す。元祿二年より上方は高百石に銀拾五匁。關東は永貳百五拾文と爲せり。六尺とは役夫の身の長を謂ふに出るなり。東山天皇元祿七年二月。征夷大將軍德川綱吉令。上地の六尺給米。其一箇年は何月に上地するとも。收入するに及はず(輕賤須知)○中御門天皇享保六年。德川吉宗制條。傳馬宿入用米は高百石に六升を課すへし。但傳馬宿及び助郷とも。其地の總高に賦す。年々淺草米廩に納むへし。」藏前入用金は高百石に金壹分を課すへし。但東海道傳馬宿及助郷。中山道。日光道。甲州道。奥州道。水戶道。佐倉道。美濃路の高札有る傳馬宿及道中奉行の證文有る助郷には之を免除すへし。」六尺給米は高百石に貳斗を課す。淺草米廩に納むへし。」助郷の諸村は藏前入用六尺給米を免す。田作五分以上を損すれは三役を免す。畠の損亡は免さす(輕賤須知。按三役の制從來諸國一ならす。課するもの有り。課せさるもの有り。又課額異同のもの有り。是に至て一定して復更革する所無し)。」○櫻町天皇元文五年十二月達。傳馬宿入用米石代納の分。石代直段三分一直段等は年々の定法を以て收入し。金銀納の分を併せて。江戶の金藏に納むへし(輕賤須知)。」○桃園天皇寶曆七年正月。德川家重達。村高の內高內引のもの。及朱印地の外村高內にて社寺の所有地は。傳馬宿入用米を收入せさる

所有り。向後三役とも收入すへし」色高或は陣屋敷地。川欠畑田成山崩等。其他の名目に依り。傳馬宿入用。藏前入用を收入し。六尺給米を收入せさる地有れとも。是れ亦三役とも收入すへし。」夫永夫米夫錢を納る村の內納高の多少を考へす。六尺給米を免せる類有れ共。以後は夫米夫永甲乙を考て增納せしめ。或は之を增し其米六尺給に當る分は其夫米永を免し。六尺給米を收入すへし。且口留番所。船渡番所等。都て夫人足を用る地に於ても。勿論傳馬宿入用。藏前入用を收入すへし。」役永小役永等を納め難き所は六尺給米も納めさる地有り。役永小役永は小物成にして。夫米の類に非す。又高に課する小物成有れとも六尺給米に易ふへきの理無し。因て以來別に六尺給米を收入すへし。」理由無く高掛物を收入せさる者は。總て之を收入すへし。右は置證文に拘らす。改て高に賦課し收入すへし（牧民金鑑。聞傳叢書）〇八年正月達。藏前入用。傳馬宿入用。六尺給米は年貢一樣の定納たるに。間〻諸役免除の證文を所有する者有れは。諸役の名義に准して之を免除し。或は些少の村役を口實として納めさる者有り。又は藏前入用。傳馬宿入用を納めすして。六尺給米を免除し。又は藏前入用のみを免除する所有り。總て諸役と唱ろは助鄕人馬又は普請人足竹木等を村役に出せる類にして。三役は納むへき理なり。因て向後は三役共皆收入すへし（牧民金鑑。聞傳叢書）〇二十五日達。傳馬宿入用米。及六尺給米は是まて米納なれとも。以後悉く金銀納たるへし（聞傳叢書。牧民金鑑）〇後桃園天皇明和八年七月。德川家治達。近年六尺給米を金銀と爲せとも。今年より前時の如く米納たるへし。傳馬宿入用米は從來の如し（御書付並達留）〇光格天皇天保五年九月。德川家齊達。藏前入用。六尺給米其他高懸物從來石代納の分は今年より米納せしむへし（牧民金鑑）〇今上天皇明治二年六月十九日。會計官（府縣に）達。傳馬宿入用。六尺給米。藏前入用の收入は。總て從前の如くたるへし。上地村々も之に準し。本年以後收入すへし。但夫米永錢は之を廢止す（按三役の收入は舊幕府直管の地方に限れり。舊旗下采邑の如きは。間〻夫米永錢の名稱を以て六尺給米に準し收入するもの有り。是時三役舊制に從ふを以て。乃ち旗下の上地に係る者亦均く三役を課する也）〇十一月五日。民部省（府縣預所ある諸藩に）達。昨年五月以來。諸道驛々に附屬助鄕を命する村々は。右高に掛る六尺給米。藏前入用を免除すへし（按助鄕は舊幕府の驛制に係れり。明治の初舊貫に因仍し。元年三月。海內一般助鄕賦課の事を令し。尋て諸道に賦課の石高を定め。各驛に附屬して服役せしむ。是時因て其各村の六尺給米。藏前入用を免除する者也。五年驛制を更革し。諸道傳馬所を廢し。陸運會社を設立せしめ。公私の行旅皆相對賃錢を以てするに及て。助鄕の課役廢絕せり）〇四年二月十九日（府縣に）達。六尺給米は本年より其年十月中の上米平均價直を以て。石代を收入すへし。〇七月二十七日布告。三役の內傳馬宿入用米は今般驛法を改正せんとするにより。自今上納に及はす。藏前入用は其年正納の米額に屬する費用を上納せしむへし。六尺給米は之を廢す（按大藏省建議の畧に曰く。舊幕府の例規に仍り。三役と唱へ收入するもの丶內傳馬宿入用は驛塲の費用に充るものとす。驛制を更正し。相對賃錢の法を實施する時は。復費用の賦課を要せす。因て之を廢せん。藏前入用は納所倉廩の諸費たりと雖も。先に貢米石代上納を許さる丶に於ては。遍く高掛を以て收入するを止め。現米收納の額に應し。實費を收入せん。又六尺給米なるものは幕府一家の徭役に屬し。公法と爲す可らず。況や夫役の類は悉く廢止せんとするを以て。是れ亦宜く免除すへきなりと。乃ち裁可此布告あり）〇五年八月二十日達。藏納の費用は之を免す（按是時府縣貢米收納法の改正に由て之を免す。事中篇收納總錄條中に具れり）。以上租稅志を抄す。右の三役は明治の初は從前の慣例に依て取立たれと。傳馬宿入用米は。驛遞法改正せしに因て。これを廢し。六尺給米も隨て止め。藏前入用金も亦尋て免せられ。三役の法は全く廢止せり。

サムヨ　參與。（サムギを見よ）

サムヨクワム　參與官。（サムジクワムを見よ）

サムラヒ　侍。（サブラヒを見よ）

サムリツカ　三里塚（イチリヅカを見よ）

サムワウ　山王。（ヒエイザムを見よ）

サム井　散位。（井カイを見よ）

サヤ　紗綾。（サアヤを見よ）

サヤ　鞘。（タウケムを見よ）

サヨミ　貲布は。上代あらたへと稱へし布の一種にして。志奈布を專らいへりとぞ。崇神天皇の時。天下の人民男女となく調貢を徵し。女には織り出す所の布を貢せしむ。其布には志奈布の類を貢せし也。聖武天皇天平八年。上總望陀の細貲を貢せしめし事あり。延喜主計式に。望陀貲布長八尺廣一尺八寸とあり。他國の調布は長さ二丈八尺濶さ一尺九寸にして。庸布は長さ一丈四尺廣さ一尺九寸を端とすれど望陀の細貲。安房の細布抔は之に拘はらすと續記に見ゆ。貲布は他國よりも出せど。上總のを殊に望陀貲布といへるは。品質のよろしきゆゑなるべし。和訓

栞に。狹讀の義也。よみは升の字にて。八十縷なるへしといへり。綵の數に今もいくよみといふ是也。今此布をさいみといふは音の轉せる也。江家次第。類聚雜要に細美と書り。凶服に此布を用る事は類聚國史に見えたり」といへり。慶長年間。諸國木綿布を多く織り出し一般に世に行はれ。依て楮布。葛布。貲布の類は大に其製産を減ぜり。元來志奈布といふは志奈の木の皮を紡きて製せる故志奈布といふ。近來麻布の極めて粗なるものを細美といひ。寛文の頃上野國より粗なる麻布を出す。これ今いふ所の貲布なり。

サラ 皿。今世に用ふる皿は陶器にしてこれに大中小の別あり。すへて食物を盛る器也。又平皿。壺皿(竝に木製にして蓋あり)等は。式正の膳部に供する食器なり。和漢三才圖會云。盤盛レ物之器。俗用二皿字一。皿。食器。盤盂之屬也。而小盤爲レ皿。平盤(比良佐良)。壺皿(豆保佐良)。近世制レ之。木器屬共有レ蓋。疊子(和名宇流之沼利乃佐良)。又和訓栞に云。さら。日本紀。和名抄に盤をよめり。式に高盤。枚盤。片盤。匙形片盤。手洗盤。大高盤。小高盤。粥盤。吐盤等あり。今いふものは碟也。あさらけの畧語成へし。淺碟とも見えたり。江戸にて小皿をてしほと云ふ。出羽の俗は皿を雁盛といひ。薩摩にて平皿を鉢のことといへり。」嬉遊笑覽云。和名抄に匙を佐良介とあり。日本紀に淺甕と書たる是なり。然らは淺らけの名を上下略してさらとはいへるならん。鈔鑼と同音なるによりてまきらはしきなり。さらをもて名くる器物和名抄にもくさ〳〵あり。疊子うるしぬりのさら酒臺子しりさら。又盤を佐良といふ時は。盂の類すへていふ廣き名なるをや。豆子(ヅス)楪子(チヤツ)なとは禪宗爰に出來てより始れり。埃嚢抄に。楪子は大にて淺し。豆子は小にて深し。鐃磁(チヨシ)と云皿。葉上僧正孫弟聖一國師相續て。四條。後嵯峨の御頃諸人此風體を好む云々。當時の宋の音の帖子又褊(サミ)すへきにあらすと云り。今も高野山の寺院にて人を饗應する膳具ツスチヤツあり。根來朱ぬりの木椀なり。其形をもて思ふに今の皿はチヤツなりツスは猪口と壺との間のものなり。又今のこし高はツスチヤツをかねたるもの也。醒睡笑に。サラ〳〵と云ことを覺えちがひて。チヤツチヤツと云たるものがたりあるにても。チヤツはさらなるをしるべし。尤草紙赤き物の中にチヤツかヅスかと云り。みな朱ぬりなり。」四季草云。椀に平皿。壺皿。腰高といふ物あり。式正の膳にはさいも皆かはらけにもるなり。羹汁の多くある物は。かはらけにてはこぼるゝゆゑ。杉の木のわげ物に盛なり。そのわげ物の平たきをかたどりて。平皿を作り。其わげ物のつぼふかきをかたどりてつぼ皿を作りたるなり。そのわげ物にかつらとて白き木を綵の如く細く削りて。輪にしてわげ物の外にはむるなり。平皿。壺皿の外に。細く高き筋あるは。かつらを入たる體をうつしたるなり。腰高の形はかはらけの下に。檜の木の輪を臺にしたる形をうつして作れるなり。かはらけには必ず輪を臺にして置く物なり。是を高坏(タカツキ)と云ふなり。坏(ツキ)とはかはらけの事なり。輪をして高くするゆゑ高坏といふ。下の臺を輪にせず。臺ともかはらけにて作り付にしたるを。土高坏と云。天子の御膳に用るなり。魚の燒物なども式正には大なるかはらけに盛るなり。それをかたどりて大なる陶器の皿にもるなり。」按るに上古は食物をすべて土器にもりたる也。夫より漆器をも製造し。また藥を燒き付たる陶器も出來しなり。食器は日常の要具なればさもあるべし。神供には今日もすべて土器を用ふ。これ清潔を主とすれば也。

サラサ 華布は。もと多くは支那國より輸入す。故に俗呼むで唐華布といふ。近來本邦亦之を染め出すも。其品質舶截品に劣れり。又唐華布も古渡りと稱するものは其品位尤も佳良にして。人の稱美する所なり。猶古きものには書さらさとて筆にて紋樣を書きたるものあり。共に今も稀に存せり。和漢三才圖會に云。華布即西洋布用レ茜染二花文一。初出二天竺暹羅一。今出二於中華一者爲二唐華布一。今本朝多染出者。洗則華文易レ消耳。」又和訓栞に云。さらさ常に紗羅紗と書り。蠻國の名正には。さらあさといふ。阿蘭陀の商人行て交易す。依て其國より出る華布を云。暹羅染ともいへり。又金さらさあり。」今世の華布は巧みに美しく染出したるは見ゆれど。外見の好きのみにて精良の品にあらず。

サラシ 晒布は。麻又は木綿を晒して純白としたるものをいふ。横井時冬日本工業史に曰ふ。植物纖緯の織物中。麻布は服制上に。長上下。半上下の體服の料より。夏季の紋付。帷子の料に用ゐられしが故に。其需要も亦多かりしが。ことに奈良晒布最も名ありき。奈良晒布は慶長の頃より。生布を購ひこれを晒して賣買せしもの。遂に濫觴となり。其技術大に進歩し德川氏の用品となり。つゞいて諸大名の用品を引受けしかば。奈良晒布の名諸國に顯れぬ。寛永以來は。奈良晒布の需要著く增加し。やゝ粗製の傾きありしかば。奈良奉行は明曆三年始めて。總年寄をおき。奈良の橋本町に生布判場を設けて。生布丈尺の檢査をなさしめ。又晒屋(般若寺村二十二株。疋田村十四株。後延寶七年般若寺村に三株を増し。都合二十九株となれり)。揉屋(六株にして元祿十一年本晒を兼れ。揉布半晒布の外貞享中より玉子と稱する黄色布を製することを創む)の株式を定め。各晒屋に標印を渡し。これと併

せて。自印一顆を押捺せしめ。粗晒を戒む。又この時晒問屋(賣買既成の生布晒布を引受け及生布。晒布賣買の紹介をなし。口錢を收むるものにして。生布を晒しおき。自ら賣買するを許さす。明暦中より二十三株なりしが。元祿六年八株を増し。都合三十一株となれり)の株式をも定めらる。其後元祿十一年切晒屋(元祿十一年五株に定む)の株式を定め。生布判場極印布の外織損じ。巾狹布。他國布。着料布。木綿の五品を晒さしむ。奈良晒布の原料は藏苧と稱する米澤藩の藏物なりし青苧と商人苧と稱する出羽最上の青苧其他仙臺。會津。伊勢。近江。越後。加賀等の商人より輸入するものとにて。青苧仲買人これを漬苧屋或は山城。河内。播磨。近江。伊賀等の商人に賣渡し生布として奈良に入り來り。晒布となりて諸國へいづるものなりきとぞ。奈良につぎて木津晒布。野州晒布あり。その晒さゞるものを生平といふ。この他加賀の石動。越中の高岡。越前の府中。近江の高宮等よりも麻布をいだせり。されどもことに石動の八講布價廉にして其色雪の如く白きをもて賞せらる。

云々。

サラシモノ　晒物。徳川氏の刑に晒し物と稱する一の法規あり。即ち破戒不律の僧侶を懲戒せんが爲め。之を日本橋の側に暴露する如き其一なり(僧尼の條を見るべし)。今下に其二三の例を示すへし。和訓栞に云。さらすとは。刑人をさらすといふも暴露する義なり。史記に肆(サラス)レ尸と見えたり。」徳川幕府仕置一件帳云。新吉原の者の儀は。於日本橋晒らし候儀不相成。大門口にてさらす例。重科人死骸鹽詰の事○主殺親殺關所破重き課計。右の鹽詰の上晒仕置。此外不及鹽詰候。」又刑罪秘錄鋸引晒の事を記する條に云。晒初日出役與力雙方貳人牢屋敷へ罷越。囚人差出方は外死刑御仕置の如く牢内へ呼込無之。平生囚人呼出の通鞘内にて青縄を本縄にいたし。片鋌を折差出改番所にて改。出役與力晒の儀申渡。出役年寄同心雙方貳人。若同心雙方四人。牢屋同心貳人差添場所へ差出。歸牢致し候得は夜中手鎖を掛置○二日目出役同心人數同斷。朝五ッ時牢屋舖へ罷越。囚人召連場所へ罷越夕七ッ時歸牢○三日目出役同斷。明六半時晒場へ差出。四ッ時引返し鞘内へ入。縄を掛替。改番所へ差出。名前肩書歲入日等鎰役相改。檢使與力晒之上磔之儀申渡。夫より前箇條引廻し磔御仕置之通別儀無之にとあり。其の晒し方は日本橋南詰に縄張をなし罪人を縛し杭に結付け。薦の上に坐せしむるなり。鋸引の刑は穴晒とて。一ヶ所穴の明きたる箱に罪人を入れ。其箱ぐるみ地中に埋め。首のみ地上に出し置く故かく名づく(シケイ參看)。晒の問晝夜間斷なく。谷の者とて非人之を看守し傍に三つ道具を樹てゝ見張り居るなり。

また路頭の死人を晒せる制あり。制度集に云。路頭に有之死人之事所は何方によらす。行倒或は被切殺有之由。町方は不及申。侍町寺社方御代官所。惣て御城邊二十里四方よりは申來候。其旨帳面に記之。三日さらし。重て可申來候由申付遣。縱は三日さらし候内には。死骸の主出來候はゝ町人百姓ことき の者は。尸體の主を所之者召連來り死人を申請也。又侍中出家社務方の被官等ならは。其死人之主人より御番所へ使者を指越。尸骸を請取るなり。梟首もさらしくびとて晒物の一なり。猶ケイバツ及びシケイの部參看すべし。

サルガク　猿樂。(サムガク。ノウ。キヤウゲン。カグラを見るべし)

サルヒキ　猿曳とは。猿を舞はする人をいふ。和訓栞に。さるまはし狙公也。さるつかひともいふ。侯家に必ず猿まはしを扶持するは廐馬の用也。」また同書さるぎの條に。廐にて馬をつなぐ木をよへり猿木の義也。猿を馬の祈禱にするは郭

璞が說によるとぞ。」扨猿を舞して輿とせるとは足利氏の時に起れり。嬉遊笑覽云。東鑑。寬元四年四月二十一日の條の事。著聞集にも見えたり。足利左馬入道義氏朝臣(東鑑には正義と有り)。美作國より猿をまうけたりけり。其猿えもいはず舞けり。入道將軍の見參に入たりければ。前能登守光村に鼓うたせられて舞せられけるに。誠にその興有てふしぎなりけり。けんもんさの直垂に袴にさやまきさゝせて。烏帽子を着せたりけり。初はのとかに舞てすゑざまにはせめふせければ。上下目を驚して興じけり(東鑑。教隆云。是非直之事歟)。舞果て、必纏頭をこびけり。とらせぬ限りはいかにも出ざりけり云々。件の猿やがて光村あづかりて養ひける。馬屋の前に繋ぎたりけるにいかゞしたりけん。馬に背なかをくはれたり云々。三十二番職人歌合。猿引が歌「ちく生もつかひいろれば中〳〵にわれにはましの能のおほさよ」。又さるにえぼしといふ諺も古き事なるべし。史記に。項羽楚人沐猴而冠耳とあるに起る(楚國には獼猴を沐猴といふとなり)。守武千句「まはゝやとおもふ心が難波かた。猿もえぼしをきちのとをやま」。猿樂狂言の靱猿に。猿は山王まさるめでたいまつきおろしの春の駒が。はなをつるべて參りたるぞや。白かれこがれ御知行。まさるめでたきましよひんたのをどりは一をどり〳〵。是其頃の猿廻しが唄なるべし。恨之助草子。くびつなにてひきも出されざるは。山王まさるが參りた。いぬはかう〳〵などゝ。いはれん事めの前にて候。是慶長年間の猿廻しも同じ趣とみゆ。そのかみ猿引長刀をさしたれば諺にもいへり。貞德獨吟自注百韻「晝中によその木實をかつものか。つなげる猿にしつけすさまし(手飼の猿が木實をかちとる體なり)月かけに長き刀のしらはとり(猿つかひの長刀といふ事あり)」。又淀河に「ものゝけは太刀をつかふに逃去て。犬に用心するは猿曳」。また安布頁加須に「おきんとすれば引ぞとゝむる。御禮をよく申せとの猿つかひ」。類草に。世中にいらぬものさる廻しの長刀などあり。」訓蒙圖彙に。中國の猿はさま〴〵藝をする故に。猿引が腰に道具を多く付るなり。此故に腰に物多くつけたるをば猿曳といふなりといへり。思ふにもと猿曳の長刀といふ諺より移りしなるべし。狂歌咄に「名にたてる狗と猿とのいさかひも。米みせられてかみつきもせず」。この猿曳。腰に餌ふごと赤熊のやふなる物を提て刀はさゝず。此頃は(寬文)そのこと止しにや。又訓蒙圖彙に。猿舞京に來るは伏見の邊。其外處々に住す。羽織に編笠腰にゑふごをつけ米をいるる。猿曳こゑうたのふし分て備りたり。古き前句付「淋しいことはどうもいはれず」とあり。往時江戶に於ては。猿曳共三谷橋の邊に住居して。其家十二軒を限る。若し他國の猿曳來れば此仲間に宿して市中を巡るよし。正五九月には諸大名の廐にも至りて祈禱をなすと。事跡合考に見ゆ。又享保四年書上の彈左衞門が由緖書に云く。家康公御入國の時。御馬御祈禱の爲。猿曳御尋の上。私先祖支配の猿曳召連れ罷出候へば。病馬快氣仕候に付。御褒美として。烏目頂戴仕候。其例に於て。每年正月十一日。御城御廐へ御判頂戴仕。御藥所にて烏目頂戴仕候。只今迄先例之通に御座候とあり。又猿曳が猿の藝を見世物になす。之を猿芝居といへり。

サルワカ 猿若。(カブキ及キヤウゲンを見よ)

シ之部

シ 詩は。漢の歌なり。吾邦の歌に對してからうたと云ふ。我邦の人之を作るもの多し。【作法】古詩。排律。絕句。又五言。七言等の諸體あり。古詩は。五言。七言又は三言。四言。六言等長短句の混合するものあり。近世の體即ち律と絕句とに至ては。平仄と言數を調へざれば漢の音樂に適はず。詩を作る者。先づ總ての文字の屬する韻と。平仄とを諳せざる可らず。而て左の表に依て。白黑の圈に文字を嵌入し。以て一首を成す。○の處には平字。●の處には仄字。◑の處には平仄適宜に挿入すべし。

五言平起

起 ◑○◐●○ (○●●にても)
承 ◑●●○○
轉 ◑●○○●
合 ◑○◑●○

五言仄起

起 ◑●●○○ (○○●にても)
承 ◑○●●○
轉 ◑○○●●
合 ◑●●○○

七言平起

起 ◐○◑●●○○ (○○●にても)
承 ◑●◐○●●○
轉 ◐●◑○○●●
合 ◑○◐●◑○○

七言仄起

起 ◑●◐○●●○ (○●●にても)
承 ◑○◑●●○○
轉 ◑○◐●○○●
合 ◐●◑○●●○

凡て◑●○又は●○○の場合に○●●又は○○●を以て代用するは之を踏落しと云ふ。韻を踏まさるか故の名なり。又○●●の場合に●○●を以て代用すること亦隨意なりとす。然れども之が爲に第二字の孤平。或は第四字の孤平を生ずることを忌む。◑の處には平字。仄字隨意なれども。右の孤平をば注意して避くべし。孤平とは仄字に挾まりたる平字を云ふなり。又句脚の白圈は韻字を用ひて。一首悉く同韻の文字を用ふべき定なるが。時として仄韻を用ふる事あり。其の場合には一白圈と黑圈とを轉倒して用ふるなり。總て詩には二四不同。二六對とて。第二字と第四字とは異聲(平と仄又は仄と平)の字を用ひ。第二字と第六字とは同聲(平と平又は仄と仄)の字を用ひ。又平三連。仄三連とて同聲の字三字續くを忌む。但し固有名詞

は已むを得ずと定めたり。

【絶句】は五言又は七言四句よりなる。四句各〻意味の標準あり。大概起承轉結の意を含めり。和漢三才圖會に云く。

【起】　如下開レ門見レ山突兀崢嶸上。　似二連俳發句賓客詞一。
【承】　如二草蛇灰線不一レ即不上レ離。　似二脇句亭主以對話一。
【轉】　如三洪波萬頃必有二高源一。　似二第三句伴客新語一。
【合】　如二風迴氣聚淵泳含蓄一。　似三館伴結構整二首尾一。

と以て一首の趣向を完結す。

【律詩】は五言又は七言の詩を二首併せたる字數にして。平仄の排置も。平起を二首又は仄起を二首併べたる者と同じ。但第二首の初句の處には必ず踏落しを用ふる法也。律詩は第一と第二句は起承にして第三と第四。第五と第六句とは。必ず對句となす。第七句に至て一轉して。第八句に全體の趣向を完結するなり。和漢名數に云。律詩に四聯あり首聯（一。二）。頷聯（三。四）。頸聯（五。六）。末聯（七。八）。又稱二發句（一。二）。胸句（三。四）。腰句一（五。六）。落句（七。八）一」とあり。對句とは例へば。

　入衣鶴襞立徘徊　　雪似鷺毛飛散亂

斯くの如く對を取る故。排律と云ふなり。【古詩】は長短意に任せ。八句なるあり。百句二百句なるあり。起承轉結又は對句などの規則なく。縱横自在に作るべし。二句にて一段落をなすあり。六句にて一段落をなすあり。四句。八句隨意に段落をなし。段落毎に韻を改むるも妨なし。又通韻とて。八庚と九青。十三覃と十五咸。二冬と三江の韻の字など互に用ふること。古詩の常なり。

【詩の六義】和漢三才圖會に云風。賦。比。興。雅。頌是也。多要二賦比興一。（或興而兼レ比。或比而兼レ興）。三百篇多以二興比一重複置二之章首一。唐詩多以二比興一就作景聯。古詩則比興或在二起句一。或在二合處一。或在二轉處一。風雅頌爲レ體（爲レ經）。賦比興爲レ法（爲レ緯）。賦敷二陳其事一而直言レ之者。故謂二之賦一。比是以二一物一比二一物一。而所レ指之事常在二言外一。比意雖レ切而却淺。興意雖レ濶而味長。興先之二他物一以引二起所レ詠之辭一也。然興レ比相似。唯是有二照應一爲レ興。無二照應一爲レ比也。又云。詩有二【眼字】一五言第三字爲レ眼。七言第五字爲レ眼。眼用二寔字一方健。夜潮人到レ郭。春霧鳥啼レ山。花前雨灑春猶冷。眼用二響字一致レ力處也。白沙留二月色一。隠風枯二硯水一。平地風煙横二白鳥一。眼用二拗字一平與レ仄相接則拗眼森挺。掬レ水月在レ手。弄レ花香滿レ衣。寒林月落鳥巣出とあり。」和漢名數に云く。【切韻三十六字母】幫滂竝明（四字屬二唇音一重）。非敷奉微（四字屬二唇音一輕）端透定泥　四字屬二唇音一重）。知徹澄孃（四字屬二舌上音一）見溪羣疑（四字屬二牙音一）精清從心邪（五字屬二齒頭音一）照穿牀審禪（五字屬二正齒音一）。影曉匣喩（四字屬二喉音一）来日（二字屬二半舌半齒一）

【四聲】は平上去入の四にして。發音の上下を云ふ。和漢三才圖會に云ふ。按、異朝文字不レ用二訓點一而言語四聲分明也。日本言語不レ辨二四聲一而音訓兼用。故事物特分明也。和語亦有二四聲自相備一矣。茶（平）。梳（上）。天（去）。目（入）。箸（去）。端（上）。橋（平）。墻（平）。柹（上）。蠣（去）。弦（平）。鉤（上）。鶴（去）。三物同訓異物也。自有二平上去之別一とあり。入聲は音の尾にフックチキを帶びて促る音也。テツパウ。カッパなとのテツカツは入聲也。斯る聲漢字には多かれど。清朝には入聲なし。又云。四聲内上去入三聲。皆爲二仄字一とあり。平字は長く延へて歌ひ。仄字は短く促めて歌ふ。故に韻脚は延べて唱ふに便なる平字を用ふる例なり。又同書に云く。平聲哀而安。東至二咸韻一是也。上聲厲而擧。董至二琰韻一是也。去聲淸而遠。送至二陷韻一是也。入聲直而促。屋至二洽韻一是也とあり。和漢名數に云。【韻】は平聲に（上平）東。冬。江。支脂。微。魚。虞模。齊。佳皆。灰咍。眞諄。文欣。元魂痕。寒。删山。（下平）先仙。蕭宵。肴。豪。歌。麻。陽唐。庚耕淸。靑。蒸登。尤侯幽。侵。覃談。鹽添。咸銜。嚴凡あり。又上聲に董。腫。講。紙。尾。語。麌姥。薺。蟹駭。賄海。軫準。吻隱。阮混狠。旱緩。潸產。銑獮。篠小。巧。皓。哿果。馬。養蕩。梗耿靜。迥。極等。有厚黝。寑。感敢。琰忝儼あり。去聲に送。宋用。絳。寘至志。未。御。遇暮。霽祭。泰。卦怪夬。隊代廢。震稕。問焮。願恩恨。翰換。諫襇。霰線。嘯笑。效。號。箇過。禡。漾宕。敬諍勁。徑。證嶝。宥候幼。沁。勘闞。豔㮇釅。陷鑑梵あり。入聲に屋。沃。覺。質。勿。迄。月。曷。黠。屑。藥。陌。錫。職。緝。合。葉。洽。業あり。上平下平は平聲の内にも上聲に近きと。去聲に近きとの區別也。又同じ平聲の内に東。冬。眞。侵。江。肴。豪等の紛はしきものある故。一東。二冬。三江。四支など呼ぶ也

【詩賦の興】詩を賦するに分韻とて數人韻箇を拈ふて。韻を探り。己の抽き當たる韻にて詩を作るあり。次韻とて他人の詩と同韻字を句の韻脚に据て詩を作るあり。聯句とて數人集りて。互に一句つゝ作りて。一篇を成す法あり。其の法種〻あり。

【吾邦に於ける詩の歷史】懷風藻には大友皇子（弘文天皇）の詩あり。吾か邦詩作の嚆矢なりとなすべし。詩集の權輿は懷風藻を早しとす。卷首に天平勝寶三年とあり。撰者は淡海御船なるよし林羅山いへり。これより次に詩集の撰述ありて。經國集。凌雲集。文華秀麗。本朝麗藻（上卷泯）。無題詩集。本朝文粹。續本朝文粹等あり。文華秀麗集は寫本一卷撰者詳ならず。嵯峨。淳和二帝其外の人〻の詩集なり。また和事

始に。大津首と。藤原大政。遊三吉野川一韻を和する詩あり。我朝の和韻これを始とすへし。且元白酬和の前にあれは。殊に奇事と云ふへし。王朝の末に朗詠なるもの多し。古詩の如く。字數韻字に拘はらざるもの多し。其後詩を作る者少く。徳川氏に至て再び盛に。元祿天保間には。詩人とて詩のみ作る專門家生じ。有名なる人あり。儒者にて詩人を兼ぬるもあり。

【和詩】は雅語俗語を用ふるを問はず。今樣又は長歌の如き形にて。韻を踏みたるものなり。假字の詩といふものあり。延寶八年田舍句合。螺子。農夫。野人を左右に別ち。詩の體五十句をつゝると雖も。詩とも聞えず。かなの詩は五音相通のかなを韻とす。去來が鼠の賦その體なり。風俗文選に李由が序に。和文には文字のかずさだまらず。韻字とてもなし。然るを去來が鼠賦に。五音相通のかなをもて韻とす。これ和文に韻をふめるの一格なり。本朝文鑑支考茶詩に「梅はたま〳〵詩に忘れけむ。茶は何とてか歌によまれぬ。雨にさびしき俳諧を聞て。豆煎る宿に音をのみぞなく」。詠蝿に「蝿はなど蝶に似たる。風雅にもにくまれて。疱顔（イモ）はなふるとも。兀頭にとまらざい。香を尋ぬ酒のあたり。花にあそふ食のうへ。秋風のたよりあらば書窗せぬ國へゆけ」。此等の類也。釈逸が雑話抄に。近きころ假名の詩といふ事を人々いひ出侍るを。戯れに恵比須大黒を「かるさんはいて。鯛をうろ〳〵。袋かついて。米は〳〵と。遊むてゆかぬうきよしれとや。七福神も異見をいび顔」。傾城を「風に柳の身をまかせうち。世をうき草のうきを思ふに。笑ふてかなしき日をくらしかれ。泣てうれしき夜を惜むらし」とあり。明治十年頃。此の類の和詩流行す。名づけて【新體詩】と云ふ。中には韻を踏まさるもあり。和詩も新體詩も。字數句數には制限なし。

ジウイ　獸醫の名の定められしは。駒場農學校（明治十年十月）に獸醫科を置れたるに起る。明治十八年八月獸醫免許規則を定め。同時に獸醫開業試驗規則を發布さる。古くは馬醫あり。蹄剪刺絡等の術を施したるも。この規則發布と共に獸醫にあらされば施術す可らざる事になりしが。明治二十三年八月。法律第七十六號にて獸醫免許規則を改正され。同年四月法律第三十一號蹄鐵工免許規則公布され。農科大學には蹄鐵術傳習をも開く。獸醫の進歩は陸軍軍馬飼養の上より來りし結果を多しとす（イジユツ及バクラウ參看）。

シウカイダウ　秋海棠。漢種は寛永十八年三月長崎に來る。正保の初めより諸國に傳植す。又和産あり。京の北山。日光。筑波山其他諸山に生ず。又明治の初め米國及獨逸より此異種數品渡來せり。洋名ベコニヤと云ふ　轉じてベコニヤと呼ぶ。

シウギ　祝儀。（シウゲムを見よ）

シウケウ　宗教。わが國古代に神道の存在せしは歴史に遺蹟に徴すべきもあり。已にして佛教の東漸あり。僧行基。最澄。空海の徒は本地垂跡の說を立て。印度は神の本地にして。日本は垂跡の地なりといひ。天照大神を本地阿彌陀佛の垂跡なりとし。八幡大神を觀世音の垂跡なりとする如き。巧みに神佛兩派の爭を調和し敬神と崇佛とを同ふするに及び。殊に朝廷之を崇尊ありしに弘通至らざるなく。既にして徳川氏に至り耶蘇教を嚴禁し。之を取締るの便宜として。宗門籍を設定したれば。庶民佛教の徒たらざるなきに至れり。明治維新の初。神祇省を設け。朝廷の儀式は神祭に從ひ。神佛を區別して本地垂跡。兩部神道等の說は排斥され。八幡大菩薩。三島大權現をはじめ。神佛混同の稱は改定され。清正公大神儀。豊川祀枳尼天の外。兩部神道の神は皆神籍に復歸し。其境内の經藏塔などは破毀又は移轉され。爲に風致を損せし處多し。而して諸國大小の神社別當の輩は復飾され。皇大神宮の大麻は海内一般に頒布され。神葬式さへ行はれ。墓地の制の寺院以外に設けらるゝに至て。佛教の勢力は減殺されたる傾きあり。神祇省廢され。【教部省】を置かれ（明治五年三月十四日布告）。教導職設置　一般布教の事ありて。俳優。講談師。落語家。俳諧師等迄教職に任ぜらるゝに至りたり。同時に宗規取締等の爲教導職管長設置の事あり。教部省廢され（明治十年一月十一日）。一切の事務を内務省へ引繼ぎ。同省に社寺局を置くに至れり。同三十三年外國條約改正ありて。耶蘇教をも管するに至りしかば。社寺局の外に宗務局を置きて之を管せしむ（ジムジヤ。マジナヒ。キタウ參看）。耶蘇教は默許の姿にて布教されしが。憲法制定と共に。自然に宗教自由の事認められたり。明治三十二年【宗教法案】及び【神社法案】議會に提出され。佛耶兩教には贊否の說紛々として起こり。神官僧侶の反對多く。この運動のために廢案に歸せり。【徳川時代宗門取締法】は左の如し。

新規之神事佛事竝奇怪異說御仕置之事

一新規之神事佛事致候もの出家社人に候はゞ其品重きは所拂。其品輕きは逼塞。俗人に候はゝ過料（寛保二年極）

一奇怪異說申觸人集め於致は人集致候者江戸拂。發起致申觸頭取右同斷。同世話

いたし候者所拂。但町方在方共人集致候宿之名主重き過料。組頭五人組過料。

三十日以上捨置不訴出候はゝ町在共名主役儀取上（延享元年極）

三島派不受不施御仕置之事

一三島派不受不施類之法を勸候もの可爲改宗申候共遠島

但勸候者俗人に而候はゝ其子共可致改宗於申は所拂。右者無構（延享元年極）

一同傳法を請其上勸候者へ宿いたし候もの遠島（同上）

但改宗可致於申は重追放

一同傳法を請候内勸候者へ住所等世話候者右同斷（同上）

但改宗可致旨於申候は田畑取上所拂

一同傳法を請候もの致改宗自今右宗旨持間敷旨致證文は無構（同上）

但改宗致間敷旨於申は遠島

一同勸候者を村方へ差置候名主組頭（傳法を不受歸依不致候共）役儀取上

但傳法を受改宗可致旨申候共名主輕追放。組頭は田畑取上所拂

一同勸候者は不致住居候共大勢村方之者歸依致候を於不存は傳法を不受歸依不致候共名主重き過料。組頭輕過料

尙佛教。神道。耶蘇教。普化宗。修驗者。葬儀等の各項を參照すべし。

シウゲム　祝言とは。祝なり。轉じて祝の式を言ふ。又轉じて婚姻の式を云ふ。能に祝言もの。狂言もの等の區別あり。【祝儀】とは祝の式なれど。轉じて祝のことなり。又は祝の詞となる。假令ば御祝儀を申上る。又は御祝儀を唱ふ。又は彈くの如し。又轉じて纒頭の事を云ひ。藝人。車夫。乞食等に與ふる纒頭をゴシウギと稱するに至れり。

シウゴク　囚獄。（カムゴクを見よ）

シウジム　囚人。（ケイバツ。カムゴクを見よ）

ジウジユツ　柔術。武術の一科たり。和事始に。拳。今世に所レ謂柔術是也。武備志にこれを拳と云。古これを手搏と云。日本に始る事は。近世陳元贇と云もの我國に來り居て。江戶淺草の國正寺に寓す。又浪人に福野七郎右衞門。磯目次郎左衞門。三浦與次右衞門と云もの三人。おなじく彼寺に寓居して衆寮に有しが。元贇かたりて。大明に人をとらふる術あり。我其術をしらずといへども。能其技を見つると云。右三人の士其術を聞。みづから其技を工夫し出して後。よく其事に熟せり。凡柔のおこりは。右三人より始る。其術を知て敎へたるにはあらず。三人より傳り

て諸方に遍し云々。」又瓦礫雜考云。元贇は（元政が身延紀行に。尾張にて始て元贇に逢へるよし見えたり。また元々唱和とて兩人贈答の詩卷もあり）。心越禪師等と共に歸化せる由なれば。萬治二年に來れるなるべし。然るをそれよりも五年已前に身まかりし武藏が。いまだ世に起らざる柔の名目かき置るはおぼつかなし（但し此武藏が書を柔の名目といふは誤なるか。又元贇より先に柔術はおのづから有しにや猶考ふべし）。又同人の嬉遊笑覽に。居合。やはら。浮世物語（淺井了意作。明曆萬治頃）。ゆく〳〵は渡り奉公歩わか黨にもなさばやと思ひ。居合やはら兵法なんどおさなきより手なれさせ云々。悔草（正保四年版）。我などはやはら取手や棒などをあらまほし云々。一代男（天和）。けんぼうといふ男だて。其頃はとりで居合はやりて。世の風俗も緣びんにしてくりさげ。二筋かけのもとゆひ云々。けんぼうは宮本武藏と鬪し吉岡氏なるべし。慶長ころのことと聞ゆ。原本洞房語園に。新町野村玄意は其頃かくれなき柔術一流の名人。市橋如見齋が弟子にて宮本氏とは懇意なり。江戶町二丁目山田屋三之丞。角町竝木屋源左衞門は。共に宮本が弟子也。右三人殊に餞し首途を祝し送るとあるは。其頃武藏遊女雲井にかたらひ。折々通ひける。寬永十五年肥前島原一揆の時に。武藏黑田家の幕下へ見舞のため島原に行むとする時。かの遊女がもとより旅立するを人々送りたる也。さて此柔氣といへるはやはらの術なり。武藏が書るやはらの名目は。先に余が雜考に載せたれば。和事始などに。柔術は陳元贇より始るといへるは妄なり。元贇がこゝに來りし萬治二年より武藏が歿せし正保二年は。十五年ばかりも先なり。又慶長頃とりでゐあひはやる。とりでは即やはら也。ゐあひは今の如く太刀拔わざをいふは。人倫訓蒙圖彙にも。ゐあひとりでと竝へいひて。柄に手をかくるより拔いたす。遲速によつて勝負こゝにあれば。いかで學びずしてあらんやといへり。諸流多き中に。關口流其名高し。されどもゐあひといへるは今いふ柔術なり。貞德が油滓に「ふぐりをしめてきいめかせけり。ゐあひする物にはならぬ相撲取」とあり。しからば上に引たる草子ともに。居合やはらといひとりて。居あひとあるはいづれにかあらん。思ふに居合はとりでにも太刀拔とにもいふべきことしらる」とあり。武江年表寬文元年の條に。元贇は寬文十一年六月九日。八十五歲にして尾州に終れり。起倒流柔術福野氏より寺田氏某に傳り。寺田氏より瀧野貞高に傳る。貞高の門人比留川某又加藤長正に傳ふ。長正は安永中の人にして。門人千餘人に及へりとなりといへり。以上諸書いへる所其起り詳ならず。されど此術行れてよりこれを學ぶの徒多く。從つて其奥秘を極むる者

少なからず。故に精妙を得たる者互に門を立て流派を起せり。武術流祖錄に。竹内流。堤寶山流。荒木流、夢相流。三浦流、福野流、制剛流。梶原流。關口流。澁川流。起倒流。揚心流。扱心流、灌心流。良移心當流。眞神道流。日本本傳三浦流。爲勢自得天眞流。爲我流。吉岡流等の門派ありて。徳川幕府。講武所設置の頃迄は武術中の一科として必要の教課なりしが、維新後一時廢れしを。警視廳にて擊劍と共に講習するとになり。所謂警視廳流なるもの成れり。【捕手柔術勢法】柄取。天神眞揚流。柄止。關口正統澁川流。柄搦。立身流。見合取。戸田流。片手胸取。荒木新流。腕止。起倒流。あり投げ。不詳。摩込。一傳無雙流。水野流。敵の先、神明殺活流。帶引。起倒流。上頭。殺當流。突込。良移心頭流。右腰投。關口流。壁副。揚心流。後捕。澁川流。陽の離。扱心流。以上現今警視廳にて練習するところなり(ゲキケム參看)。

シウニフイムシ　收入印紙は。初め各種にして證券。煙草。訴訟、賣藥。登記五種に分かれありしを。明治三十一年七月勅令第百六十四號にて。自今すべて收入印紙を用ふべしと定められたり。乃ち同時に勅令第四十號に依る收入印紙の形式は左の如し　壹厘萌黄色。貳厘橙黃色。三厘濃青色。五厘緖色(以上金額は各相當額を記す)壹錢淡青色。貳錢綠色　五錢紫色。拾錢紅色(以上金額は各相當額を記す)。五拾錢上模樣綠色地紋淡紅色。壹圓上模樣青色地紋黃色。五圓上模樣青色地紋紅色(金額は各相當額を記す)。拾圓橙黃色。五拾圓青色。百圓紫色(以上金額は各相當額を記す)。以上現今通用するところ。又同印紙施行前の分を記せば左の如し。

【證券印紙】の項には併せて貼用規則等を錄し參考とす。證券印紙は明治六年の發行にして。其貼用法を實施せしは同年六月一日よりとす。これは金銀米穀の貸借及地所家屋の賣買質入書入等の證文。其他諸約定書等凡て後日の證據となすべきものには。必ず規則に從ひこの印紙を貼用すべきこととなり。若し無印紙の證書を以て訴訟を起すとも。一切之を受理せざるものとす。但印紙の種類及其貼用規則其他時々印税に改正ありし。今租税志を抄出して其一斑を示す。(印紙の課税は和蘭國に濫觴し歐米諸國概ね此法を用ふ。其税率に至ては固より不同ありと雖も。方法は即ち大同小異のみ。維新以來諸税を興廢するに方り。遂に其方法を酌量し以て之を制定せり。凡そ印税は商賈の負擔其多きに居り。自ら農商賦税平準を得るの一端となし。且人民貸て以て信を厚くし約を固くするに足れり。今其要領を採錄す)。今上天皇明治六年二月十七日布告。金子授受金銀貸借。地所賣買質入書入爲替受取諸約定等。凡そ人民互に諸證文手形等書類を以て後日の證據と爲すものは自今左の規則の如く。各其書面に印紙を貼用すべし。因て本年六月以後の證書に印紙無きものは。後日出訴するも之を受理せず。但印紙は大藏省より交付し。各府縣管下適宜の場所に於て賣下せしむべし。印紙の差等を左の六種とす。各定價を以て賣下せしむべし。印紙定價。淡黑色壹錢。橙黃色五錢。紅色拾錢、黃色貳拾五錢。綠色五拾錢。青色壹圓。印紙を要せざる約定證書の類及び受取書を除くの外。拾圓以下の證書類に用る界紙は。各府縣に於て印刷して賣下せしむべし。界紙は原價摺工等の費額に一割を加へ(即ち諸費百圓なれば。百拾圓とす)。定價として賣下せしむべし。」印紙を貼用すべき證書類を分て二類とす。第一類(金額に拘らず總て一樣の印紙を貼用すべき類)。金子其外諸受取(諸品賣買拂受取等も同し)。諸會社入金手形仲間割合證文。跡式讓狀。荷物送狀右金拾圓以上は。總て壹錢印紙を貼用すべし。第二類(金額に應し次第に印紙の增加すべき類)。借用金證文。田地屋敷建家賣渡證文。質地證文。流地證文。爲替手形並荷爲替手形。質入借用證文。請負手形、金子預り證文、諸切手類其の外右金拾圓未滿は印紙に及ばず　拾圓以上は其金額に應して印紙を貼用すべし。印紙は書面を交付する者に於て貼用すべし。金額拾圓以下は總て界紙を用ふべし、但受取書は界紙に及ばず、凡そ約定證書類の金銀に拘らざる養子請狀。奉公人請狀の如きは皆界紙を用ふべし。第二類の證書類印紙貼用の多寡左の如し。金拾圓未滿は。印紙を用ひず界紙を用ふべし。金拾圓以上淡黑色印紙一枚壹錢。金貳拾圓以上淡黑色印紙二枚貳錢。金參拾圓以上淡黑色印紙三枚三錢。金四拾圓以上淡黑色印紙四枚四錢。金五拾圓以上橙黃色印紙一枚五錢。金六拾圓以上。橙黃色印紙一枚。淡黑色印紙一枚。六錢。金七拾圓以上。橙黃色印紙一枚。淡黑色印紙二枚。七錢。以上之に準し。拾圓を加ふる每に壹錢を增す。即ち百圓より百九圓九拾九錢迄は拾錢紅色印紙一枚。千圓より千九圓九拾九錢迄は一圓青色印紙一枚とす(按大藏省建議の略に曰。租税改正の方法追次設立せんとするに。內國の税法極て商に輕くして農に重きは。從來の慣習にして。今日に在ては稍々之を平均せざるを得ざるにより。先つ民間金銀授受。地所賣買。商法約定證文等其他產業に付印紙税を興さん。此税や人民一般に課すと雖とも。多くは商業に關涉するを以て。自ら商に輕く農に重きの習風を洗除するの良法ならんと。乃ち裁可此布告あり)。三月二十三日大藏省達。證券印紙賣下代金は。年々六月、十二月兩期に租税寮に上納すべし。」五月十日布告。第二類金額に應して印紙を增加するは。一口の金額壹萬圓に拾圓の印紙を貼用し。以上幾許の額に至るも印紙增加に及ばず。米貸借證文の現物を以て返辨

し利米無きは。五石以上第一類の如く壹錢印紙を貼用し。利米の約あるは五石に壹錢を貼用すへし。其餘五石を加ふる毎に壹錢を増加し五千石拾圓に止り。其餘幾許の額に至るも印紙増加に及はす。麥其他雜穀貸借證文の現品を以て返辨し利息なきは。拾石以上壹錢印紙を貼用し。利息の約あるは拾石に壹錢を貼用すへし。其餘拾石を加ふる毎に壹錢を増加し壹萬石拾圓に止り。其餘幾許の額に至るも印紙増加に及はす。書面を以て米穀賣買の約を定るか。或は金銀融通の爲め質物と爲すか。又は米切手等を以て時價に應し代金にて返辨を爲すの約ある類。其他總て商賣上に關し金額を以てするは。借用金。荷爲替。質入借用證文等に准すへし。但金銀に關するも無利息のものは第一類に准す。第二類諸切手の內。賣酒切手壹升より壹斗未滿は。都て壹錢印紙を貼用し。壹斗より貳斗未滿は貳錢。以上之に准し壹石拾錢に止り。其餘印紙増加に及はす。賣酒切手の外。飮食類の諸切手代金拾圓までは壹錢印紙を貼用し。以上は都て貳錢の印紙を貼用すへし。」諸會社入金手形は諸會社に預け金の類にして。無利息は第一類に屬す。利息を受るものは第二類に准し。金額に應して印紙を増加貼用すへし。但銀行又は諸會社の株手形は第一類に准す。爲替手形竝に荷爲替手形は。金額に應し印紙増加のものなれとも。同會社同店等出張先より互に送致するが如き。他に關係せさる爲替類は都て印紙貼用に及はす。印紙貼用ある證文類を抵當として。更に借用金等を爲す時。其抵當證文は印紙貼用に及はす。但同事の受取書も印紙貼用に及はす。諸證文中外國貨幣等を以て記載あるものは內國通用の貨幣に計算し。其金額に應する印紙を貼用すへし。諸物品賣渡證文等の內。若干の金額を一時に授受せす。幾回にも償入する等の印紙は總金額に應する員數を貼用すへし。但證文を別にせは其證文面の金額に應する印紙を證文毎に貼用すへし。諸府縣廳に於て貢金其他を銀行。或は爲替組に交付する受取證書は印紙貼用に及はす。其銀行或は爲替組より東京銀行に爲替を爲す時。府縣廳等より其賃を受くるものは。其爲替手形に第二類の印紙を貼用すへし。金銀其他日用取引に用ふる通帳。判取帳の類は。一々印紙を貼用せす。租稅寮又は其管廳に出願せは。其種類に應して收稅濟の證印を。其帳簿に押捺下付すへし。印紙稅第一類に屬する內一時借と稱し通帳を以て。互に時々無利息にて貸借授受するの類。或は通帳を以て。無利息預け金を爲し。其金額の內を幾回にも受領し。又は判取帳と唱へ小口の金に幾種を。一帳の內に日々登記して。授受する類の印紙は左の如し。附込合金額百圓未滿は證印を請ふに及はす。百圓以上千圓未滿は印稅壹錢。千圓以上五千圓未滿は印稅五錢。五千圓以上幾萬圓に至るも印稅拾錢。印紙稅第二類に屬する內。通帳等を以て貸借預金。其他授受の際利息あるもの丶印稅左の如し。附込合金額百圓未滿は證印を請ふに及はす。百圓以上千圓未滿は印稅五拾錢。千圓以上貳千圓未滿は印稅壹圓。以上之に准し。千圓を加ふる毎に五拾錢を増加し。印稅の額拾圓に止り。其餘金額幾許に至るも印稅を増加せす。」七月二十日布告。諸帳簿附込合金額の證印は。向後總て一年を限り登記する金額を以て證印を受け。帳簿紙數の多少は適宜に任せ。一帳簿を以て數年用ふるも。證印は其年一年の證とし。翌年尙ほ其帳簿に登記する金額を豫算し。更に其年の證印を請ふへし。諸帳簿に證印すへきものの內。金錢記載無き物品を以てする荷物判取帳の類にて。金額を豫算し難きものは其物品の多少に拘らす。向後一帳簿に一年金五錢の印稅を以て證印すへし。諸約定金其外借用金の類。金額多くして一時に返戾又は償入し難きもの。漸々入金等を爲すは。元金額に應する印紙貼用あるとも。受取書は返戾償入の證なれは。金拾圓以上は其時々壹錢印紙を貼用すへし。印紙貼用ある諸證書を事故ありて改るときは。更に印紙を新證書に貼用すへし。第一類に屬する印紙貼用ある證書を以て。尙ほ第一類に屬する證書に抵當とするときの新證書は。印紙貼用に及はすと雖も。第二類の證書を以て第二類の證書に抵當とするときの新證書には別に二類の印紙を貼用すへし。證印ある帳簿類盜火難等にて紛失せは。更に印稅を納め新帳簿に證印を受くへし。諸賣買又は貸借等一切の約定證書類を。交互便宜を以て授受するは。同事件又は同員數たりとも各印紙を貼用すへし。但甲乙通帳の類も自他各證と爲すものは。同一印稅を納め證印を請ふへし。八月九日大藏省達。印紙貼用すへき諸帳簿は。證印を受けし年月日より滿一年を算して收稅すへし。七年五月二十五日布告。帳簿證印は證印の日より期限一年に滿るも。附込豫算金額に滿るまて用て妨けなし。但金額無限(第一類にて五千圓以上。第二類にて壹萬九千圓以上)證印を受けし帳簿。竝に荷物判取帳は紙數の盡くるまて用ふへし。」七月二十九日布告。證券印紙稅則總て廢止し。更に左の如く定め。本年九月一日より施行すへし。凡そ人民財產の授受竝に交際上に用ふる證書帳簿類は都て此規則の如く證券印紙を用ふへし。若し用ひすして後日出訴するも之を受理せす。證券印紙は各府縣下適宜の地に於て賣下せしむへし。」印紙の種類定價左の如し。印紙定價。淡黑色壹錢。薄赭色五錢。靑色拾錢。黃色貳拾五錢。橙黃色五拾錢。紅色壹圓。深紫色五圓。深紅色貳拾圓又證券界紙に定價左の如し。界紙定價。大判七釐。中判五釐。小判三釐。右三種の界

紙は。其證書の文義長短に因り何種を用ふるも適宜とす。諸證書を分て三類とす。第一類諸證書。賣品竝に職業に關する金錢受取書。右の受取書は金拾圓以上總て壹錢の印稅。拾圓未滿は印紙界紙を用ふるに及はす。預金（證文手形）。耕地小作證文。遺金證文。右の證書類は。金拾圓以上總て壹錢の印稅。拾圓未滿は界紙を用ふへし。質物（預り書小札）。右の證書は。金拾圓以上壹錢の印稅。拾圓未滿は印紙界紙を用ふるに及はす。諸會社株手形。荷物送り狀。荷物預り證書。（地所建家。讓與證書。物品讓與證書。公債證書類讓與證書。跡式讓狀。右の證書類は。金額に拘らす總て壹錢の印稅とす。」第二類諸證書。借用金證文預金（證文手形）。但使用を爲さゝるの明文無きもの。地所竝建家賣渡證文。地所竝建家（質入書入）證文。公債證書類賣買證文。諸品（質入書入）證文。爲替手形竝置手形。荷爲替手形。諸請負證文。金錢約定證文。金錢約定爲換證文　米穀竝諸品賣買約定證文。米借用證文。雜穀借用證文。賣買用諸品（代價拾圓以上）借用證書。借地證文。借家證文。金拾圓以上記載雇人請狀。諸賣買證據金預り手形。諸敷金證文。右の證書類は金拾圓未滿。米五石未滿。雜穀拾石未滿は界紙を用ふへし。金拾圓以上貳拾圓未滿。米五石以上拾石未滿。雜穀拾石以上貳拾石未滿印稅壹錢。金貳拾圓以上三拾圓未滿。米拾石以上拾五石未滿。雜穀貳拾石以上三拾石未滿印稅貳錢。金三拾圓以上四拾圓未滿。米拾五石以上貳拾石未滿。雜穀三拾石以上四拾石未滿印稅三錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に推し印稅を增加すへし。」第三類諸證書。諸酒切手。右の切手は升目壹升未滿は界紙を用ふるに及はす。壹升以上壹斗未滿印稅壹錢。壹斗以上二斗未滿印稅貳錢。貳斗以上三斗未滿印稅三錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に準し印稅を增加すへし。食類切手。右の切手は代金貳拾五錢未滿は界紙を用ふるに及はす。貳拾五錢以上貳圓五拾錢未滿印稅壹錢。貳圓五拾錢以上五圓未滿印稅貳錢。五圓以上拾圓未滿印稅三錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に准し印稅を增加すへし。米油醬油其外諸品賣買切手。右の切手は代金貳拾五錢未滿は界紙を用ふるに及はす。貳拾五錢以上五圓未滿印稅壹錢。五圓以上拾圓未滿印稅貳錢。拾圓以上貳拾圓未滿印稅三錢。以上幾許の額に至るとも總て之に准し。印稅を增加すへし。荷物受取書。右の受取書送狀添はさるものは。界紙を用ふるに及はす。送狀の添ふものは界紙を用ふるか。或は印紙貼用の荷物判取帳に記すへし。金額記載無き約定證書。雇人請狀類。右の證書類は總て界紙を用ふへし。印紙は總て證書を交付する者に於て貼用すへし。院省使府縣の官印或は諸官吏の公務に依り調印する受取證書類は。印紙界紙を用ふるに及はす。租稅竝に賦金及び區入費收入の際。區戶長より下付する受取書は界紙を用ふるに及はす。官祿家祿賞典救助の受取書。又は裁判請書及び訴訟濟口證文等は。都て印紙界紙を用ふるに及はす。」諸帳簿類を分て三類とす。第一類諸帳簿。金錢判取帳。質物通帳。金錢當座預り通帳。右の帳簿類は。附込豫算合金額。百圓未滿は印紙貼用に及はす。百圓以上貳百圓未滿印稅壹錢。貳百圓以上三百圓未滿印稅貳錢。三百圓以上四百圓未滿印稅三錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に准し印稅を增加すへし。」第二類諸帳簿。質物藁帳。金錢一時（貸借）通帳。諸品損料帳。商賣品當座（貸借）通帳。金錢預り通帳。但使用を爲さゝるの明文無きもの。右の帳簿類は附込豫算合金額。百圓未滿は印紙貼用に及はす。百圓以上貳百圓未滿印稅五錢。貳百圓以上三百圓未滿印稅拾錢。三百圓以上四百圓未滿印稅拾五錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に准し印稅を增加すへし。」第三類諸帳簿。荷物判取帳。諸品判取帳。右の帳簿は附込の箇數に拘らす。一年印稅貳拾錢とす。諸證書に外國貨幣を記載するときは。時價を以て內國通貨に計算し。其額に應し印紙を貼用すへし。公債證書類は其證書面の金額に拘らす。賣買の金額を以て計算し。其額に應し印紙を貼用すへし。官の金穀諸拜借證文の衆庶一般の災厄より起れる救助に關するは。印紙界紙を用ふるに及はされとも。其餘の諸拜借は總て借用金穀證文の如し。印紙貼用ある諸證書を事故ありて改るとき。新證書は更に印紙を貼用すへし。各所問屋を經て送致する荷物送狀を。途中（宿港問屋）に於て遞傳するとき。添狀は印紙を用ゐるに及はされとも。右荷物を分ち各別に送致する送狀は印紙を貼用すへし。爲取換約定書の類は。雙方印紙を貼用すへし。院省使府縣廳に於て。銀行又は爲替方等に貢金其他官金を預るとき。預り料利息手數料等を受るものは。預金證文或は預金通帳に。第二類の印紙を貼用し。預り料利息又は手數料無きものは第一類の印紙を貼用すへし。（按大藏省建議の略に曰く。證券印稅發行以來。其釐正を要するもの少からす。因て條例を簡明にし。凡賦稅の貧富に隨て異同あるを主とし。舊規を折衷し以て之を改定せんと。乃ち裁可此布告あり）。八月三日大藏省達。證券印紙界紙稅は集括ことに上納すへし。」三十日布告。院省使府縣廳に於て。銀行又は爲替方等に貢金其他官金を預るときの預り金證文。竝に預り金通帳は。印紙界紙を用ふるに及はす。」十一月十二日大藏省達。府縣爲替方預り金抵當品證書は。質入書入證文に比擬し。金額に應し印紙貼用せしむへし。」十二月二十四日布告。證券印稅規則諸證書中左の如く加除更正し。來八年三月一日より施行す。第二類中爲替手形竝に置手形。

シウニ

及び荷爲替手形の二項を除き左の一項を加ふ。諸品賣買仕切書。右の仕切書は書面金額、拾圓未滿は界紙を用ふるに及はす。拾圓以上貳拾圓未滿印稅壹錢。貳拾圓以上三拾圓未滿印稅貳錢。三拾圓以上四拾圓未滿印稅三錢。四拾圓以上五拾圓未滿印稅四錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に准し印稅を增加すへし、第三類中に左の二項を加ふ。爲替手形。荷爲替手形。右の手形は書面金額。五拾圓未滿は界紙を用ふるに及はす、五拾圓以上百圓未滿印稅壹錢。百圓以上百五拾圓未滿印稅貳錢、百五拾圓以上貳百圓未滿印稅三錢。貳百圓以上貳百五拾圓未滿印稅四錢。以上幾許の額に至るとも。總て之に准し印稅を增加すへし。(按大藏省建議の畧に曰く、爲替なる者は金錢融通の最良法にして、人民其便利を信し。漸次普及せんとするを以て。稅法の如き亦更正を加へ。且又諸品賣買仕切書は送狀の比にあらすとす。而して仕切書の無稅なるは權衡を失へり。因て加ふへきは之を增し、減すへきは之を削らんと。乃ち裁可此布告あり)。」二十五日布告。諸商業又は諸職業者より各廳に出す請書類の中、其事受負又は約定に涉るものは。自今諸受負證文及金錢約定證文に准し。印紙界紙を用ふへし、但金額を記載せさるものは、金額記載無き約定證書に准し界紙を用ふへし。」八月八日布告、證券印稅規則中左の如く追加す、第一類諸證書中。預り米(證文手形)。預り雜穀(證文手形)。右の證書米五石。雜穀拾石以上は總て壹錢の印稅。未滿は界紙を用ふへし、第二類諸證書中。預り米(證文手形)。但使用を爲さゝる明文無きもの。預り雜穀(證文手形)。但使用を爲さゝる明文無きもの。」十二年八月七日布告。證券印稅規則中左の如く追加し本年十月一日より施行す。第二類諸證書中。買仕切とは荷主より輸送し又は輸送せんとする物品を。問屋仲買又は其他に於て仕切り。其價格等を荷主に證明する書類を謂ひ。賣仕切とは荷主より他に物品を販賣又は輸送するに方て。其物品賣却の價格を荷受主に向て證明報告する書類を謂ふ。第三類證書中。銀行當座預り金小切手。右は金額に拘らす。總て壹錢の印稅を徵收し。大藏省に於て印稅を押捺するものとす(按大藏省建議の略に曰く。諸品賣買仕切書は。民間其書式の一ならさるより。往々誤て印紙を貼用せさるものあり。因て規則に追加し誤解なからしめん。又銀行に於て使用する當座預り金小切手は。財主金額を銀行に寄託するに方り。銀行より交付する紙片にして。財主其金額を他に交付する時。之に金員を記して交付し、受領者之を銀行に齎し。以て通貨に換るものにして。商家金銀交收の便法とす。然るに一々之に印紙を貼用するときは。爲に便法も

或は益なきの狀況あるにより、今一層の便利を與へ。印紙に代ふるに印稅を以てし。豫め其所川の紙片に押印を請はしめ。納稅了れるものを以て隨時使用せしめは、官民ともに便益ならんと、乃ち裁可此布告あり。而して是歲九月に至り印稅の樣式を頒布す、且其實施の期を緩くし。十三年六月に至るまで新舊兩法竝ひ行はしむ、蓋し遠隔地方の銀行其支店等。既に財主に交付するもの一時新法に改めしめ難きを以てなり)と、爾後改正あり。明治三十二年三月法律第五十四號印紙稅法となる。

【賣藥印紙】賣藥に印紙を貼用するは、明治十五年十月。第五十一號布告賣藥印紙稅則に據り、翌十六年一月一日より施行されたり、印紙の種目は。壹厘淡黑色。貳厘青色、三厘黃色、五厘茶褐色、壹錢赭色、貳錢綠色、三錢濃青色、四錢橙黃色。五錢紫色。十錢深紅色なりき。

【煙草印紙】明治九年一月一日より煙草稅則(明治八年十月第五十號布告)實施されたり。同十五年改正されたり、印紙の種類は印紙及帶印紙の二種あり。共に同色にて即左の如し。黑色一枚貳厘、淡赭色同三厘。黃色四厘。赭色六厘、萌黃色八厘。淡青色九厘。茶褐色壹錢貳厘。淡紅色壹錢六厘、桔梗色壹錢八厘。橙黃色貳錢。老綠色貳錢四厘。濃青色三錢、淡黑色三錢貳厘(十六年第四十一號布告を以て追加す)、黃綠色四錢、嫣栗色四錢八厘(同上)、紫色六錢。朱色六錢四厘(同上)、同赤色八錢なりき。

【訴訟用印紙】明治八年十二月。第百九十六號訴訟用罫紙規則發布され、訴訟用書類は該罫紙を川ひしを明治十七年二月改正され、民事訴訟用印紙規則を發布され、同四月一日より實施せらる。即ち制定の印紙は左の如し。淡黑色印紙一枚三錢、黑色印紙五錢。赭色印紙拾錢、茶褐色印紙五拾錢。黃色印紙壹圓。青色印紙五圓。橙黃色印紙拾圓。綠色印紙拾五圓。嫣栗色印紙貳拾圓とす。

【印紙類賣捌の特權】明治十七年四月を以て。印紙類賣捌規程を改定せられ。證券印紙。煙草印紙。訴訟印紙。賣藥印紙四種の印紙は。陸軍恩給令。海軍恩給令。巡査看守救助令に依て。傷痍の爲。終身恩給を受くる者及ひ陸軍恩給令第二十一條第一項、海軍恩給令第二十二條第一項。巡査看守給助令第二條第三項に揭る寡婦(孤兒)にして扶助料を受くる者に限り。許可さるゝ規程となりしが、明治二十三年改正して。以上のほかに一般人民も加へられ、更に三十二年三月勅令第五十號にて。郵便及電信局所竝郵便切手賣下所にて印紙の賣下を爲すことを得と改正され。郵便切手賣下所にてはこれを兼ねざるはなきに至れり(トウキ參看)。

ジウハウ　銃砲。(ジユウハウを見よ)

シウレウ　狩獵
ジウレウ　銃獵（カリ。ジユウレウを見よ）
シエイデム　私營田。（デムセイを見よ）
シカ　鹿。（シヽを見よ）
シガク　試樂。（ガヾクを見よ）
シガククワム　視學官（ケウイクを見よ）
シカム　支干。支は十二支、干は十干なり。干支これを兄弟（エト）といふ。年月日時に配す。和訓栞に。干支は幹枝の義。兄弟の如くなれば。日本紀にも干支をコノカミオトヽとよめり。されとえとゝいふ詞。十干の陰陽。えは剛日。とは柔日をいへり。十二支はひよみといふ是也」と云り。今十干の事より敍すべし。【十干】木火土金水の五行を一つごとに兄（エ）と弟（ト）とに別ちて云。則ち甲を木の兄。乙を木の弟。丙を火の兄。丁を火の弟。戊を土の兄。己を土の弟。庚を金の兄。辛を金の弟。壬を水の兄。癸を水の弟といふ是なり。南嶺遺稿に。十干に古傳ありて。甲をもつて始とす。甲は則よろひとよます字。上へ着するものゆゑ十干の始におく。乙はしたがふとよます字にて。甲にしたがふの心。丙は柄と通じ物の枝になる事。一切のものに柄あり。火は四方へ別れ安く枝の如く盛なるものゆゑ。丙の字を用ゆ。丁は無位無官の下々を唐土にても丁といふ故に。百姓を人歩に取事を役丁といふ。日本にても仕丁など云一向下々の事也。其丙に從つてつかはるゝ心也。戊は物をまもる心也。土は五行の中にして四方を守る德有。己はこれも从ふといふこゝろある字。其内したがふてうごく心あり。土はうごかざるものにて五行を守るといへども。其氣うごかざれば萬物生せず。其氣働を土の德とす。壬はうるほすとよます字にて。水氣萬物をうるほすのこゝろ。しかれども水面に顯れず。内にこもりて天地をうるほす也。癸は其天地の水德人々へ配りつけて。人の身を潤す水德也。夫故醫書に。女は十三にして天癸至るとあるは。始て經水おこるといふ心也。是にてがてんすへし。庚は金德の土にこもりたる荒金の意也。辛は金氣の面にあらはる。ねりたる金の意也。五行を五味に配當する時。金の味は辛しとあり。夫ゆゑ辛の字を用。右十干の次第は唐土にて定りたる事なれとも。日本にて此次第をも　ていにしへより年紀を取廻しきたる。其年に主とる水氣にても火氣にても寄考て天地の運をみる也云々」といへり。此説附會に似たれど暫く書して以て後考を俟つ。【十二支】十二禽獸に配せしこと。燕石雜志云（上畧）。友人の説に。法苑珠林第四十卷に引くところの大集經の説に因て。十二支を十二獸に配當せしは佛説より起れり。然るに大集經には虎なくて獅子あり。獅子は唐土になき獸なれは虎にかへたるならんといへり。按するに佛法は漢の明帝の時はじめて唐山に入るといへり。王充は後漢の人なり。其述作せし論衡を見れば。寅木也。其禽虎也。戌土也。其禽犬也。丑亦土也。其禽牛也。未其禽羊也。木勝レ土。故犬與二牛羊一爲二虎所一レ服也。亥水也。其禽豕也。巳火也。其禽蛇也。子亦水也。其禽鼠也。午亦火也。其禽馬也。水勝レ火。故豕食レ蛇。火爲二水所一レ害。故馬食二鼠屎一而腹脹云々　又云子鼠也。酉雞也。卯兎也。水勝レ火。鼠何不レ逐レ馬。金勝レ木。雞何不レ啄レ兎。亥豕也。未羊也。丑牛也。土勝レ水。牛羊何不レ殺レ豕。巳蛇也。申猴也。火勝レ金。蛇何不レ食二獼猴一。獼猴者畏レ鼠也。嚙二獼猴一者犬也。鼠水也。獼猴金也。水不レ勝レ金。猴何故畏レ犬（見二于卷三第二十三張一）云々の數語あり。且佛經を譯する者は姚秦の羅什。李唐の玄奘に至て具れり。然らば大集經の説は後にして。論衡に說所先なるも知る可らず。古今類書纂要に生肖の辨あり。曰。子屬レ鼠。鼠無レ牙。上爲レ牙。丑屬レ牛。牛無レ齒。下爲レ齒。寅屬レ虎。虎無レ項。卯屬レ兎。兎無レ脣。辰屬レ龍。龍無レ耳。聽以レ角。巳屬レ蛇。蛇無レ足。午屬レ馬。馬無レ膽。未屬レ羊。羊無レ瞳。申屬レ猴。猴無レ脾。酉屬レ鷄。鷄無レ陽。戌屬レ犬。犬無レ胃。亥屬レ猪。猪無レ筋。これを生肖といへり。肖は似るなり。かゝれば事物紀原。黄帝立二子丑十二辰一。以名レ月。又以二十二名獸一屬レ之といふ説も亦諟がたし。」また同書に。七修類藁云。地之肖屬十二物。人言レ取二其不レ全者一。予以庶物豈止十二不レ全者哉。予舊以地支在レ下。各取二其足爪一。於二陰陽上一分レ之。如レ子雖レ屬レ陽。上四刻。乃昨夜陰。下四刻今日之陽。前足四爪象レ陰。後足五爪象レ陽故也。丑屬レ陰。牛蹄分也。寅屬レ陽。虎五爪。卯屬レ陰。兎缺脣。且四爪也。辰屬レ陽。龍乃五爪。巳屬レ陰。蛇舌分也。午屬レ火。馬蹄圓也。未屬レ陰。羊蹄分也。申猴五爪。酉鷄四爪也。戌狗五爪也。亥猪蹄分也。此或庶幾焉。予又思。蛇兎且取二脣舌一。他物之足爪。亦豈無下如二十二物一者上哉。十二支。固屬二陰陽一。肖二於時位一。上見二之易卦一。取レ象亦然也。惟理義之存焉耳。如レ子爲二陰極一。幽潛隱晦。以レ鼠配レ之。鼠藏レ迹也。午爲二陽極一。顯明剛健以レ馬配レ之。馬快行也。丑爲レ陰也。俯而慈愛生焉。以レ牛配レ之。牛有二舐犢一。未爲レ陽也。仰而秉二禮行一焉。以レ羊配レ之。羊有二跪乳一。寅爲二三陽一。陽勝則暴。以レ虎配レ之。虎性暴也。申爲二三陰一。陰勝則黠。以レ猴配レ之。猴性黠也。日生レ東而有レ西。酉之鷄。月生レ西而有レ東。卯之兎。此陰陽交感之義。故曰。卯酉日月之私門。今兎舐二雄毛一則成レ孕。鷄合踏而無レ形。皆感而不レ交者也。故卯酉屬二兎鷄一。辰巳陽起而動作。巳爲レ盛。蛇次レ之。故龍蛇配レ焉。龍蛇變化之物也。戌亥陰歛而潛寂。狗司レ夜猪鎭靜。故狗

猪配ㇾ焉。狗猪持守之物也。私憶如ㇾ此。未ㇾ見ㇾ出ㇾ書。姑存ニ於藁一といへり。諸説おほくは矛盾す。且いまだその淵源をしるせるものを見ず。しかれども王充論衡に十二生肖の辨あり。又漢趙華が呉越春秋(卷之二)に。呉在ㇾ辰。其位龍也。故小城南門上。反羽爲ニ兩鯢鱙一以象ニ龍角一。越在ニ巳地一。其位蛇也。故南大門上有ニ木蛇一。北向首内。示越屬ニ於呉一也。云々と見え。亦抱朴子に山中卯日。稱ニ丈人一者兎也と見えたれば。十二獸の事は漢晋の時なさく唱來れる事なるべし云々」以上古くより云ひ傳ふる所なれば。抄出して以て考證に備ふるのみ。猶エトを參看すべし。

シガヤキ　志賀燒は。近世開窯せしものにて。製器に志賀の二字を印せり。工藝志料に。志賀燒は。文化年間對馬國卜縣郡嚴ヶ原の志賀ㇾ里の人。吉田夕市といふ者。其の地に於て窯を開き。其の地の土。及び釉を用ひて製出する所の者なり。其陶膚朝鮮の瓷器に似て。刷毛條三島等あり。又磁器を造り白土白釉の上に青華を施せる者多く。青黄黑の釉は尠し。而して共に志賀の二字を印す。又青華にて志賀の二字を記すものあり。其の地の工人巧を傳へて今に至ると見えたり。

シガラキヤキ　信樂燒は。專ら茶道に用ふる陶器を製す。近江の信樂にて作るゆゑに此の名あり。和訓栞に。近江甲賀郡の鄕名なり。今もはら陶器及び茶器に名あり。聖武紀に造ニ紫香樂宮一といふものは牧村なり。今内裡野といふ」とあり。その沿革は委しく工藝志料」あり。云。信樂燒は。弘安年間近江國甲賀郡の信樂の長野村に於て始て製造す。而れども未茶器を造るに及ばず。僅に種壺(稻子を蓄へ置く壺なり)。浸種壺(浸して芽を生ぜしめんが爲に稻子を浸し置く壺なり)等に止る。後世これを古信樂といふ。其の質粗にして砂を含み甚堅硬なり。而して釉は濁黄赤にして。其上に透明なる淡青釉を斑に施こせるを以て上等の品と爲す。」永正年間信樂の工人始て茶器を製す。時に武野紹鷗といふ者あり。點茶を以て世に鳴る。紹鷗此の茶器を愛す。因て稱して紹鷗信樂といふ。」天正年間點茶の宗匠千利休といふ者あり。亦信樂に於て製する所の茶器を愛す。世人利休の愛する所の者を以て利休信樂といふ」寛永年間點茶の宗匠千宗旦といふ者あり。宗旦も信樂の茶器を愛す。世人宗旦の愛する所の者を以て。宗旦信樂といふ。是時に當て小堀政一といふ者あり。政一も亦點茶を能くす。政一信樂の工人に命じて更に一種の茶器を造らしむ。其の製法は瀧土を用ひる。因て其の製出する所の器物皆肉薄くして。前製の者に比すれば一層精巧なり。是を遠州信樂と云(政一は遠江守に任ず。故に遠州信樂の名あり)。又京師の人本阿彌空中。野々村仁淸。陶工新兵衞某と云者あり。信樂の土を以て諸器を製す。是を空中信樂。仁淸信樂。新兵衞信樂といふ。爾來其の地の工人是等の形容に倣ひ諸器を造り。業を傳へて今に至る」とあるを見て知るべし。

シキ　四季は。春夏秋冬を云ふ(トシ及びコヨミを見よ)。

シギ　鷸。又鴫に作る。三才圖繪に曰ふ。俗に鴫字を用ふ。蓋田鳥の二字を製するか」と。古事記神武天皇の御歌に宇陀能多加紀爾。志藝和那波留　和賀麻都夜。志藝波佐夜良受(下畧)。これ大和宇陀山の高城に鴫を取る羅を張り我待居るに。鴫はかゝらずして云々の意なり。ふるくよりこの鳥の獵ありしなり。理學博士飯島魁の説(明治三十三年十月一日時事新報)を。左に節錄すべし。【鴫の種類】本邦に渡り來る鴫の種類は頗る多く。例へば胸黑。大膳。京女。黄足。赤足。尾黑。大塲。むしばみ。とうれん。はしなが。そりはし鴫。つる鴫。くさ鴫。うづら鴫。大杓。小杓の類枚擧に遑あらざれども。先づ遊獵家が獵鳥として最も貴重するは山鴫。青鴫。小鴫。眞鴫。大鴫。中鴫。針尾鴫。玉鴫の八種とす。【山鴫】此鳥は亞細亞。歐羅巴に産し(亞米利加の山鴫は別種とす)。其産卵地即ち春より夏にかけて棲息する地は。概して東半球の北緯四十九度乃至六十五度の間なりとす。然ども斯の如き境界は決して地圖面に引きたる一直線を以て分解すべきに非ずして。土地の狀況。氣候の溫暖等によりて變化するを免かれず。現に北緯四十五度より南なる本邦又は尙ほずつと南なるヒマラヤ地方に於て營巢する山鴫あるが如き即ち是れなり。又初秋よりは南方に渡りて其冬を過すが故に。冬間は其棲息の區域南の方印度及び北亞非利加に達し居り。本邦の秋十月より十一月に掛け。又春四月十日前後に於て著しく其數の多きを見るは。甲は其南行の時。乙は其北行の時。此所に落合ふものにして。要するに其の棲息區域は。冬期は南に夏期は北に移動するものと見て可なるべし。而して本邦の如きは冬期と夏期の間に跨るものなれども。抑々其の地勢南北に延長せること故。自然是等の關係によりて各地方共に同一なりとは云ひ難し。現に津輕海峽を分界線として。其以北即ち北海道に在りては。夏期中同鳥を認め殊に營巢して繁殖するの事實は。確かに博物家の認むる所なれども。冬期に於ては山鴫は何れも長途の旅行を企て。悉皆南方に渡りて。翌年春暖を待ち再び北地に歸るなり。扨津輕海峽以南の地即ち本州は如何と云ふに。秋此を通過する鳥は。前記の北海道に繁殖したる分の外。尙ほ北方なる千島。カムサツカ及東シベリヤ等より來るものもあり。而して其一部は本州に止り。一部は旅行を繼續して琉球。臺灣に至り。遠く

は支那沿岸。フヰリツピン印度等に避寒するものもあるべし。曾て我邦に於て鳥類を熱心に觀察したる。ブラキストン及びプライエルの兩氏は。富士山に於て山鴨の產卵するを目擊したりと云ひ。又在橫濱なるチャストン氏の說によれば。同鳥が富士山にて產卵するの季は。早きは四月十五日。遲きは五月十九日なりと云へり。尙意外なるは山鴨が八丈島に營巢するの事實にして。其卵は現に帝國大學の標本室に在り。其形鵝卵に類して長徑四十七ミリ。橫徑三十四ミリ。殼の色は淡茶にして。許多の大小不規則の斑點あり。斯く目下本州に於て證明されたる山鴨の產卵地は。富士山及八丈島の二箇所に過ぎず。信州地方の山林。埼玉縣下入間川以西秩父山に接する地方の山林等の如き何れも營巢の場所として注意すべき價値なきに非ざるも。未だ其實證を得ず。【靑鴨】靑鴨の名は。古書禽譜などには未だ見ざる所なり。或は山林中に棲むとあるを以て。直ちに山鴨なりといふものあれど非なり。學名を日本の單棲鴨と云ふ。抑も單棲鴨は亞細亞大陸にも見る種類にして。日本に於けるものは體軀稍ゝ小さく。又少しく色取を異にすれども別種となすに足らず。但し特に日本に產するを以て　單棲鴨の上に日本の字を加へたるなりとぞ。同鳥は其名の如く單棲にして。一ヶ所に一羽若くは一雙より以上同棲したることなし。羽色は腹部の純白なるざる點に於て山鴨に同じと雖も。全體に於ては一種特別にして。一目以て他種と識別するを得べし。即ち下面喉の邊は白めきて淡き灰茶色の斑點あり。胸は同じく灰茶色にして朧に暗紋を認め腹は白めきたるも密に灰茶色の橫條を色取り。上面には黑。茶及び白の細紋あり。翼は一樣に煤黑くして。其末端を白にて緣取り。背上殊に肩の邊に於て白點あるは。此種の特有とする所なり。四季共に本邦にあり。冬は山中より平原に。或は又北部より南部に居を轉するものなるべし。其習性頗る山鴨に類し山中溪流の岸。森林藪等の濕地に棲み。田鴨の如く水田に出づることなし。【小鴨】本邦にては稀に見る所なり。生殖地は東半球の寒帶地方に在りて冬は歐洲南部。印度。支那。臺灣等に至る。其性行頗る他種と異にして。氣候の變化によりて餘儀なくせらるゝ場合の外は。決して其一旦占めたる居所を移すことなし。這は其羽色の保護同化の作用を賴みてのことならんも。又甚しき恐怖心の爲めに身體の自由を失ふには非ざるか。時には手にて捕へ得る事さへあり。【眞鴨】眞鴨は又地鴨と云ふ。田鴨も此種に屬す。歐羅巴。亞細亞に通じて見る所にして。夏は北方の地に在り。冬は南の方セイロン島。印度。比律賓島等に至る迄擴がり居れり。我邦にては秋冬春の三季に於て見る　此種の中眞鴨最も多く。每年八月末九月始め頃より渡り來りて。九月中旬より十月初旬に最も多く。夫れより一二週間にして忽ち其數を減するは。銃獵期の始めに銃聲に驚かされて散するには非ずして。言はゞ避寒の旅行中。名所古跡でも見物する氣で。一寸一夜泊りに足を止めたるまでなれば。直に前の旅行を續けて南方に進むものなるべし。尤も後より來るものは矢張此所に足を止むることとて。忽ちにして又多數となることあり。斯くして追々に新陳代謝するなりとぞ。其羽色は保護同化によりて黑に黃色めきたれば。其佇むや宛も枯草の盛り上れるが如く。之を見分くること至極の難事なり。【大鴨】田鴨は大小ありと云ふものあり。其大と稱するは即ち此大鴨なり。銃獵期の初めには至て稀なれども。其終り即ち春に多し。思ふに或は銃獵期の始まらざる以前に於て。已に吾邦を立去るに非ざるか。秋支那海岸。比律賓群島を經て冬月濠洲に在るは。確乎たる事實なり。此鳥東京近傍には澤山見掛けざるも。兎に角春歸り來りて夏は本邦に止まりて生殖す。其營巢の場所は山林中に在り。曾て六七月の交。富士山近傍に於て生殖に際せるものを採集したる人ありとぞ。此外中鴨。針尾鴨。玉鴨等は何れも大同小異なれば省きぬ。

シキガハ　敷皮は。陣中にて將士の地に敷きて坐する皮なり。軍用記に云。敷がはは鹿の皮なり。秋二毛とて星の所々に有がよし。長さ三尺許幅二尺あまり見はからひ能はどにすべし。但二尺二寸程にも可然。裏は白布に粉のりを付て白くすべし。布のつぎめはふせぬひ也。へりのとり樣。毛の方を上になし。くしかみを向になし。すそを我前になし置て。右へなる方を橫菖蒲。左へなる方を竪菖蒲にて取べし。橫菖蒲。竪菖蒲とは菖蒲皮の橫竪と云なり。常に敷革を敷には。白毛を左になしくしかみを右へなして敷也。たゝむ時。直に右の手にてくしがみを取へき爲なり。又白毛を前になし敷く事もあり。大的抔には如此なり。豹虎の皮。將軍家竝三職の御衆被用之。熊の皮彈正官の人用之。何も平人は斟酌有べし　引敷は何皮にてもする。くしがみ兩方に緒を付腰にあてゝ結ふ也。よろひ着て床机にこしかくるに敷皮を敷なり。床机にくしかみをかけて白毛を下る。白毛の所をふまへて居るなり。是貴人の儀なり。平人は打板を可用也。打板にも敷革しく事は同し。但白毛をふまへては居らるべからず。白毛を前へなして敷べきなり。よろひ着たる時は床机にても打板にても腰をかけずしては居らざるなり。

シキシ　色紙。（タンジャクを見よ）

シキブシヤウ　式部省は。古へ八省の第二にして。卿を親王の任とす。其

管理する處は典章禮儀を統べ、六位以下文官の事を掌り。貢擧考課を知る。舊記にノリノツカサと書けるは。此省を云へるなり。蒲生氏の職官志云。式部省周官冢宰。謂二之治官一。宗伯謂二之禮官一。而唐擬爲以制二官名一。所謂吏部、即其治官也（吏理也。義與レ治同）。掌二官吏選授勳封考課之政令一。禮部即其禮官也。掌二儀祠祭燕享貢擧之政令一。今式部以二其名一應レ爲二禮官一矣（式部禮式也）。而其爲レ職也。乃在二官吏選授勳封考課一。實是吏部也。故次二之治部之前一。且猶併知二禮儀貢擧一焉。故名爲二式部一。而治部已與レ之易二其職一。則非二唐吏部一更是禮部也。然其祭二天地一則職在二神祇官一。釋二奠于先聖一則職在二大學寮一。其餘亦雖三頗同二禮部一。既已改二六部一爲二八省一。所レ管亦多異焉。則官名所レ擬不二必拘々一。固非下互相二謬其目一然上也。」式部省隸以二大學寮一。以三其知二貢擧一故也。置二此寮一、蓋在下大寶制二新令一時上矣。然大學是天智之世既已創レ之。懷風藻謂爲二庠序一者是也。自下仲哀皇后氣長足姬爲二任那一西征二新羅一。討三其奪二朝賜之物一而餘威以服中三韓上。每二來聘一輙貢二經籍一爲レ例也。應神帝十五年、百濟遣下二阿直岐一來貢中良馬上。以三其爲二博士一故留レ之。使二太子師事一焉。厥明年又貢二博士王仁一。自レ是弘二儒教一。世々尊二堯舜宣尼之道一。而百濟奉二事天朝一最恭勤。以二其五經博士一來貢レ之。曆法天文地理及方術之書亦尋貢レ之。及レ至二大寶一益崇二斯文一。自二京師一以至二於邦國一莫レ不レ有レ學。學必藏二經史一。才必爲二貢人一。人才不レ乏而國自治。其爲二世道一不二亦隆一乎。且也其於二大學一。殊優二生徒一。置二勸學田一資二其費用一。又給二大炊寮百度飯一。以補二照讀之勞一。延曆中以二式部少輔一別二當大學一。遂用爲二恒例一而知二其學政一。延喜十四年式部大輔三善清行。以三當時學生乏二資用一。乃請加二給其食料一云々。延喜盡二文物之美一。聖代之稱到レ今不レ忘也。讀二其式一觀二其大學之儀制娍々一也。然世道陵遲教化難レ行久矣。即其季年凍餓之堀不レ能レ救レ之。咨嗟之聲達二天聽一。至下輙脫二其御衣一以體中民之惡上。有二所レ謂仁聞一焉而已矣。治焉覩三其果如二式云一哉。不二百年一而風俗靡弊。紀綱不レ振。蓋斯時禮樂既崩。學校既廢。國無二貢人一。官無二俊傑一。又其百年而衰微以極矣。軍國之政自移二將家一。所謂古之遺風猶有二存者一一二。朝儀率二其舊章一。乃如三天釋二奠于大學一。蓋及二元弘一有レ之矣○管二寮一二曰二大學一曰二散位一○式部卿一人四品正四位下○大輔一人正五位下○少輔一人從五位下○大丞二人正六位下○少丞二人從六位上○大錄一人正七位上○少錄三人正八位上○史生二十人○省掌二人○使部八十人○直丁五十人○式部卿之職。掌二文官之憲令一。以修二禮儀一。正二班爵一。知二考選一。叙二祿封一。聞二學政一。策二貢人一。錄二功臣一。撰二家傳一（義解云。有功之家進二家傳一。當省修二撰之一）。大輔少輔爲二之貳一而從事焉。丞掌下勘二問考課一。審二署文案一。勾二稽失一。知中宿直上。錄掌下受レ事上二抄勘一。署二文案一。檢二稽失一。讀中公文上。

【大學寮】（ダイガクレウを見よ）。

【散位寮】散位頭一人從五位下○助一人從六位上○允一人從七位上○大屬一人從八位下○少屬一人大初位上○史生六人○使部二十人○直丁二人○散位頭及助掌二內外文武之散位一。以正二其名帳一。凡邦國朝集使咸集二于寮一。而考二分番一以判二上日一。」以上職官志は大寶令。職原抄等の諸書に據て記す所也。依て今茲に畧抄す。尙職原抄竝入日本史職官志等見るべし。扨武家の治となりては官省の事も多く有名無實となりて數百年を歷たり。明治中興の後諸制度を復古せられ。官制も漸く改正あり。」同四年七月太政官正院に式部局を置き。長（正四位）。助（從四位）。大式部（從五位）。少式部（正六位）之が吏員たり。」同年八月。官制を改め。太政官中式部を一等寮とし。頭（三等）。權頭（四等）。助（五等）。權助（六等）。大屬（八等）。權大屬（九等）。中屬（十等）權中屬（十一等）。少屬。大舍人。大伶人（十二等）。權少屬。權大舍人。中伶人（十三等）少伶人（十四等）を置く。」五年正月。寮員の中大伶人十一等。中伶人十六等。少伶人十三等と爲す。」同六年五月二日。太政官職制表に式部寮。頭。寮中諸官員の首長にして式禮祭祀一切の事務を管理する事を掌る。寮中諸官員の諸務を指令し。各課の事を統督す。」寮中諸般の事務章程成規に照して之を踐行整理し。三職に對し其擔保の責に任す。」掌管の事務に於ては三職に對し其當否を辨明するを得。」各課を廢立し及寮中の諸規則を更正する等の事あれは正院の決裁をこひて之を處置す。」寮中諸官員の能否勤惰を監視して。之を進退黜陟すると。其員を增減する等は。審按具狀して正院の決裁をこふ○權頭、職掌頭に同し○助。寮中各課の長となり。其事務を擔當するとを掌る。」各掌管の事務を整理するに於て。頭。權頭に對して其責に任す○權助。職掌助に同し○大掌典。祭事神饌を掌る○大屬。中掌典。權大屬。少掌典。中屬。權中屬。大神部。大舍人番長。大伶人。少屬。中神部。大舍人。中伶人。權少屬。少神部。權大舍人。少伶人。各課を分て寮中諸般の事務を處すと見ゆ。」同十年九月十四日。式部寮を宮內省に屬し。判任以下を廢し。屬十等を置き。掌典に權官を置き。內掌典。神部の等級を更む（內掌典十四等。權內掌典十五等。大神部十五等より十七等に至る）。尋て掌典。神部及び大伶人を廢し。更に掌典四等。掌典補十級。伶人五等。伶員四等を置く。」同十八年。大に官制を釐革し。式部職と稱せり。尙宮內省の條を見るべし。

シギヤキ　鴫燒は。古き料理法と見ゆ。瓦礫雜考云。今の茄子の鴫燒といふ

ものは。鴫壺燒といふより轉れるなるべし。庖丁聞書に。鴫壺燒と云は。生茄子のうへに枝にて鴫の頭の形をつくりて置也。柚味噌にも用とあり。されどこれもやゝ後の製なり。猶古くは武家調味故實に。しぎつぼの事。つけなすびの中をくりて。しぎの身をつくりて可レ入。柿葉をふたにしてからくることあり。わらのすべにてからくる也。いしなべに酒を入て煎べし。折びつにみゝがはらけにいためしは置て可レ獻云々。折びつは口四寸五分。高さ二寸三分。足なし下座は折敷也云々。かはらけの上にあるはつけなすび也。柿葉二枚ふたにしたる也。ふたの上に鴫の下はしをさしたり云々とあり(此書は天文四年の奥書あり)。今の鴫燒といふは。茄子を輪切になし串にさし胡麻油を塗り。火にかざして燒き。味をつけたる味噌をつけたるものにて。初夏茄子の出る頃人の賞味するもの也。又串に刺さず鍋の中に入れて燒きたるものを鍋鴫燒と云ふ。

ジキロウ

ジキロウ 食籠とは。食物を盛る器にて。その形圓く蓋あるものにて。通例飯を入るゝなり。和訓栞に。じきろう常に食籠とかけり。武備志日本考に食籮あり」とあり。嬉遊笑覽に。食籠は。東山殿御飾記。君臺觀座右帳。仙傳抄に。棚にかざれる圖あり。重に作りたるもの多し。又私の贈り物は之を用。宗碩の佐野渡に。此ふたりの方より食籠などいふもの。とりぐにてこまぐと書おくり侍る。貞順故實集。食籠は表向へ不出候。去ほとに。貴人へは諸家より進上なく候。世上をわたし候てふるくなる故に。貴人の御前へは斟酌候也といへり。外居(ホカヰ)もその如く御前に出ぬものなれば。外居とも行器とも書。これ食籠の大なるもの也。これを大海といふと古書には見えず。茶壺の內海は大海の名に對して出來たる名とはしるし。清異錄に。輝州陶匠創造一等。平底深盌號二小海甌一と見えたるは。其名大海に對すべし。外居は古事談(一)。平治之亂逆之時。師仲卿奉レ取內侍所一。安二置家之車寄妻戶中一。其體新外居足高之上敷二薦一枚一。作レ褁奉レ置云々。斯れは新しきは物を入て。貴人なとにも贈りしにや。又思ふに。たいかいは。臺匙にや。臺は飯をいふ女詞なり。されは飯匙のことなれども。飯をも臺といへるなれば。おだいかひと云は。飯器のことなれるにや」とあるを見て知るべし。さて食籠の物といふは。食籠に酒の肴をもりて出すを云。」と貞丈雜記に見ゆ。なほよく重箱の條を見合すべし。

シクワ

シクワ 齒科醫の事。古くは耳目口と合せて。一科となせし者にて。政事要略九十五に大寶の醫疾令を引て。其の修學期を耳目口齒者四年成と云へり。中古の事嘗て聞かず。唯丹波康賴の子俊雅の裔に。賴元と云ふ者あり。賀茂玄泰の養子となり。兼康と稱す(古今醫考)。其孫兼康を以て姓とし。世に兼康祐元と稱し。自ら口齒の治療を爲すと稱して磨齒藥を賣る者あり。其然るや否を知らず。漢書に齒科正宗など云る書ありて。日本の齒科醫は之にて研究せしなり。德川幕府の頃。御口科醫師に佐藤道碩。本康宗元。松本良甫などあり。若年寄の支配たり。安政慶應の頃。加州侯の齒醫に馬場玄意。脇坂侯の齒醫に石野宗意。渡邊良哉あり。石野。渡邊二氏は義齒を作りたれど。他は義齒をば作らざりき。江戸にて最も古き口科醫は麴町五丁目の小野玄入なり。此家は天正十八年堀尾茂助亡び。其の子信廣。子次左衞門。子玄入母方の姓を冒し小野氏となり。萬治五年玄入と改め。醫師を業とす。今(明治三十四年)十代玄入たり。家に荒木又右衞門及び堀部安兵衞の記したる口中療治の看板あり。初代玄入始めて惣入齒を發明し。又死人の髑髏を解剖して齶骨の外れしを治療するを發明せりと傳ふ。德川氏の頃は齒科の醫極めて少なく。又口科醫にても入齒をなす者少かりしが。當時の法。黃楊を以て齒齦を作る。黃楊は伊豆八丈島產を以て上とし。之を牛にて水に浸し又は煮て使用せり。齒は男のは象牙又は備前或は秩父產の白臘石を用ひ。女のは黑檀を用ひて。鋲にて黃楊製の齦に打ち付け。又隣の齒に絲にて結付て持たせたり。又女の惣入齒は黃楊にて齦と同じ材にて作り付けに彫刻し。齒となる部分のみを鐵漿にて染めたり。寛永の頃も銀にて齒を入れし事あり。明良洪範に。家光公には江戸の事は。別て委敷知召す。され共何事をも上よりは仰出されず。善惡に付言上すれば。其事はかくこそ聞し召したりと。老臣よりも能知召る。其時山中源右衞門と云ふ江戸一番のあふれ者有て。御仕置の儀を申上しに。其者は能き男にて。向齒一枚かけて。銀にて入齒せしと仰有しに。男振は上意の如くに候。向齒の事は。存不申と申上る。八年以前より御存じなれ共。若氣故直るべきやと待せられしとて。則切腹仰付られしに。仰の如く入齒有しなり」と出でたり。その頃俠客に金齒組。銀齒組と云へるがありし由。齒を折りて故さらに金銀にて入齒せしものと見えたり。當時の療法。蟲齒は藥を注入し又は灸を灼きて神經を殺し。又ヤツトコを用ひ或は絲にて根を結びて之を引拔きしなり。又【齒拔】と云ふものあり。大道にて雜技を演じて。傍ら齒を拔き。又齒磨粉を賣るを業とする者なり。長井兵助は居合の大刀を拔くの技を演じ。其の刃を拔くと云ふ所より。齒をも拔きしなるべし。見物人の內なる小兒の齒の拔け替る者を見出

し。即坐に氣合を掛けて之を拔く。其の痛みなくして拔くを手柄とするなり。此の齒を拔くも亦餘藝にして。齒磨粉を賣るを目的とせるなり。初代は浪人などにて劔術を心得たる者の始めしなるべし。今十一代とか云へり。維新後獨樂を回はす者松井源水及び竹の一本乘を演ずる竹澤藤次も。又齒拔きをなして齒磨粉を賣ることゝなれり。竹澤は長井の一派なれども。松井は關係なしと云ふ。右等の齒拔は一種の野師にして口中醫及入齒師と別派の者たり。明治以後。佛人ドクトルアレキサンドル、公使館の醫師として日本に駐在せしが。任滿ちて。我か國に滯在し。明治五年東京銀座に齒科の診察所を開業し。自動機にて義齒の動く形を招牌の額に揭げゝれば。往來の人之を珍しとせり。其の門人に神翁金齋あり。同時橫濱に米國の齒科醫エリオットあり。小幡英之助之に學ぶ。共に日本人にて西洋義齒を學びし元祖なり。又岡山藩士高山紀齋は米國に渡り。齒科醫の業を卒へて歸り。開業せしは明治十一年の頃なり。是より磁器製の義齒。金銀。セメントの充塡。金の繼き齒。ゴムの龈等。總て西洋の法を用ゆることゝなれり。伊藤道盛の子信平及び片山敦彥。菅沼友三郎等。米國に航し。明治二十二三年の頃。相前後して最新の術を得て歸る。二十三年一月紀齋は高山齒科醫學院を開き生徒を養成す。明治九年の醫師開業試驗規則には。口中科とありしが。十二年の改正規則には齒科醫の名目あり。入齒師及び齒拔は。是迄官準を受くるの制なかりしも。明治十六年十月よりは必す營業鑑札を受くへき事となり。同十八年三月よりは。右等の類も同じく醫術開業免許狀を得ざれば開業するを得さらしめたり。

シクワイ　市會。（シセイを見よ）

シケイ　死刑。我國古來罪を死に處するは。絞斬の二刑あるのみ。監獄及刑罰の部に載せたり。中世以降刑罰漸く苛酷に涉り。德川氏に及ては刑法稍備はるも其處刑に至ては。磔殺。焚殺。鋸殺等の酷刑を設け。諸侯の領地々々にて適宜之を取捨せり。幕府の領內にては奉行又は代官之を專行し。江戶にては奉行之を定めて將軍の許可を得て之を執行す。又其刑法の如きは死罪と斬罪とを別ちて。死罪を輕とし斬罪を重とせり。然れとも均く首を斷つなり。而して其刑名の此の如く相異なるは。其執行の地を異にするに在り。卽ち死罪は獄內に執行し。斬罪は刑場に於てせし也。又殿居袋に。重科人死骸鹽詰之事を載せて曰。主殺（享保六年極）。一親殺（同上）。一關所破（寬保二年極）。一重謀計（同上）。右之分死骸鹽詰之上御仕置。此外は不及鹽詰事とあり。一種の閏刑なり。閏刑の事はケイバツの部に見ゆ。參看すべし。

【死罪】刑罪秘錄云。死罪御仕置之事。鎰役打役不殘牢屋庭へ罷越。打役は牢鞘出口に立居。鞘內へは牢番同心二三人。無腰下男八人入。鎰役は鞘外へ廻り。御仕置可成囚人大牢に居候得は。鞘外より大牢戶前口へ向。此時鞘內にては牢番同心錠を外し扉を開き。當番鎰役云。大牢何所無宿誰は居る歟。牢名主答。居ます。何之誰守樣御掛何の何月幾日入牢。何所無宿何之誰。外に同所同名は無御座旨。大勢にて呼。其名差の囚人を左右より相牢役人兩人にて手を取。戶前口より正面の羽目へ押付。夫より牢內役人の分立取圍み。牢根ダ板を踏鳴し。戶前口へ押出。外死刑の者無之候得は。鎰役云。揚屋二間牢御沙汰は無ぞと云。牢內同音にア、と答。囚人は鞘內にて切繩懸け。鞘外より鎰役出牢證文を以。名前肩書歲入日掛り付相改。鞘口より打役繰出し。下男繩取改番所へ引居。尙又鎰役再應名前肩書其外共篤と相改。打役一人牢屋見廻詰所前へ來。御仕置もの差出候旨案內致す。夫より檢使一同改番所へ罷越。當番鎰役改。出牢證文を以。名前肩書歲入日掛付引合檢使へ相渡。檢使科書を以。科の次第を申渡。直に側に控居候非人大勢にて取圍み。打役附添牢前通より切場へ廻し。眼隱致す。檢使其外は埋門を出。檢使場へ廻る。」檢使其外相揃切場へ相廻。切場口より打役四人先に立。囚人は非人三人にて繩取引出し。當番鎰役囚人之名前を聞。答候得者。直に場所凹み前俵菰之上へ草履を脫せ居候。手傳人足腰の小刀を以。切繩の脊結ひ目より襟の方へ上り咽繩切捨。着物引下ケ肩を出させ。手を添首を延べさせ。手を引。首打役町方同心討之。但相對にて御樣御用相勤候。山田朝右衞門へ爲討候事も有之。死骸之儀は牢屋見廻り鎰役へ差圖致し。鎰役より打役へ申繼。但死骸は何れも取捨候得共。樣し物に難成分は。回向院千住の寮へ遣し爲埋候事とあり。山田朝右衞門の祖先は一刀流の劔法に達し居たるに依り。諸人より刀劔の利鈍を試みる爲め。之を斬る事を托されたるが。代々專門となりしにて。明治維新後も警視廳の斬罪執刀者に傭はれ居たり。右樣し物とは。斬罪の首を斬りて試みるもあり。又首なき屍を。土俵の上に橫臥せしめ。其肋を數ヶ所斬りて試みるもあり。

【斬罪】前同書云。斬罪御仕置之事。於評定所申渡。上下之儘。羽かひに致し。駕籠に乘せ。直に淺草御仕置場へ召連。目隱し無之。楽繩にて縛り候。羽かひ之儘。町方同心首を討つ。但檢使御徒目付町方與力。并同心御小人目付も罷越候事。」右の文義にて。斬罪の死罪と聊か異なる所あるを知るべし。【明治維新の新律】刑名は。死刑二。絞。斬。凡絞は其首を絞り。其命を畢るに止め。猶其體を全くす。遺骸は親族請ふ者あれば下付す。」凡斬は其首を斬る。遺骸は親族請ふ者あれば下付す。絞斬二死の外

仍ほ梟示なる者あり。其首を斬り刑場に梟示し。看守人を置き犯由牌に罪狀を書し其側及び各所に立て三日を經て除毀す。兇殘の甚しき者を待つ所以なり。」其後改定律令を公布せらる○第七條。凡梟示は犯由牌に罪狀を書し。梟場及び各所に掲示する外斬絞二死も亦犯由牌に書し。通衢一個所に掲示す。仍ほ梟斬絞及び懲役五年以上に處する者は。竝に罪狀を紙牌に書し。三日間犯人本籍の掲榜場に掲示す○第八條。凡梟示に該る者罪名已に定まり奏請待報內に在て死亡するは屍を刑せす。止た犯由牌を立つ○第九條。凡梟示の遺骸も亦親屬請ふ者あれは下付するを聽す○第十條。凡梟斬絞の遺骸は親屬請ふ者あれは下付すと雖。墓石に止た氏名年月日を記すを得て。式を以て葬るを聽さす。」明治十三年刑法を頒布せられ。重罪の刑に死刑あり。梟首及び斬罪を停む。一 刑法第十二條。死刑は絞首す。但規則に定むる所の官吏臨檢し。獄內に於て之を行ふ○第十三條。死刑は司法卿の命令あるに非されは。之を行ふことを得す○第十四條。大祀令節國祭の日は死刑を行ふことを禁す○第十五條。死刑の宣告を受けたる婦女懷胎なる時は。其執行を停め。分娩後一百日を經るに非されは。刑を行はす○第十六條。死刑の遺骸は親屬故舊請ふ者あれは之を下付す。但式を用ひて葬ることを許さず。」これ現今行はるゝ所なり。死刑の執行を受けしもの明治元年より三十二年まで千三百十四人あり。即ち元年には百九十人。二年には百二十九人。五年には百八十人にして其後は漸ゝ減少し。十三年には九人となりたり。但臺灣の我が版圖に屬せし後。同地の死刑者は此限に非ず。

【梟首】罪人の首を斬りて。木にかくるを梟首と云。また梟示ともいふ。史記高祖本紀の索隱云。梟縣二首於木一也とある是也。俗に獄門といふは。獄屋の門前にかくる故なり。大寶の律に。死罪に絞斬あれとも。梟示の刑なし。崇神天皇の御時。梟示のことあり。日本紀云。萬以二刀子一刺レ頸死焉。朝廷下レ符偁。斬二之八段一散二梟八國一。河內國司即依二符旨一臨斬。梟時雷鳴大雨。爰有二萬養犬一。俯仰廻二吠於其屍側一。遂嚙二擧頭一收二置古冢一云々。しかれとも。これは梟示の始となし難し。一時慘酷の刑をなせしのみ。華山天皇。寛和元年。左兵衞尉藤原齊明。彈正少弼大江匡衡を傷つく。依て齊明を誅して。獄門に梟すと。これ梟首の始なるべし。その後。後三條天皇延久元年。大和國釜墜多山の盜致親を捕へて。梟示せし事あり。それより鎌倉。及び北條氏の時代。此刑見えず。たゞ兵戰の際。敵人の首を梟する事は屢あり。後三年の役に源義家。淸原武衡。家衡を斬て。其黨四十八人の首を梟せり。平治の亂に。藤原通憲の首を獄門に梟し。源賴政。宇治に自殺せるや。其首を京師に梟し。平氏の敗るゝ。平宗盛の首を獄門の樗樹に梟し。重衡の首を奈良坂に梟し。賴朝。奧の泰衡を攻め其首を梟し。また足利俊綱を攻る。其臣相生某といふ者。俊綱を殺して。出降る。賴朝其悖逆を惡み。これを俊綱の首傍に梟し。建武中大塔宮の將。殿法印良忠の部下。市民の財物を掠奪せり。足利尊氏其徒二十餘人を捕へ。其首を六條河原に梟し。新田義貞の戰死する。其首を京師に梟すの類なり。これらは一時武威を示すの所爲に出でゝ。常時の刑にはあらず。德川氏のとき梟示の刑あり。百箇條に云。金子を附貰候子。又捨候者。引廻之上獄門。但切しめ殺に於ては。引廻之上。磔。致密通實之夫を殺候女。引廻之上。磔。但實之夫を殺候樣勸め。致手傳候男。獄門○致密通。實之夫へ疵付候女獄門○主人之妻と。密通の男。引廻の上獄門。女死罪。手引致候者も死罪○夫有之女。得心無之に。押て致不義候者は。死罪。但大勢にて致不義候はゝ。頭取獄門。同類重追放○密通御仕置。妻妾之無差別○養母。養娘。竝娘と致密通候男女共。獄門○致密通候僧。寺持所化共獄門○片輪者を殺。品盜取候者。引廻之上。獄門○毒藥賣候もの。引廻之上。獄門 ○似天秤拵候者。引廻之上。獄門。但入目於相違は中追放○似枡拵候もの。引廻之上。獄門。但入目於相違は中追放○人を殺盜致候者引廻之上。獄門○盜み入。刃物にて疵付候者。獄門。但忍入に無之共。盜可致は疵付候もの。死罪○徒黨致。盜可致と。人家へ押込候頭取。獄門。同類死罪○人家へ忍入。土藏抔破り候類。雜物不依多少。死罪。盜人之手引死罪。追剝。獄門。追落。死罪○巧を以。人を致打擲。同類之內より。取扱物をれたり取候人々疵付候はゝ。獄門。但同類中追放。不品取候共疵付候はゝ。死罪可申付○地主を殺候家主。引廻之上獄門。同手疵迄に候は。死罪○元地主殺候家主。引廻之上死罪。同手疵爲負候迄に候は。遠島○主人之親類を殺候者。引廻獄門。同手疵爲負候者。引廻し死罪。同打掛切懸迄は死罪。但當座之儀は。遠島。品に寄重追放○舅。伯父。伯母。兄。姉殺候者。引廻獄門。同手疵爲負候もの。死罪○支配請候名主殺候者。引廻之上。獄門。同手疵迄に候はゝ。死罪○毒飼にて人を殺候者。獄門。但致毒飼候得共不死は遠島○人を殺候者。下手人當人致欠落不出時は。致手引候者。下手人○自分之惡事可顯を厭ひ。其人を殺害可致と疵付。或は詮議したる人に遺恨を含手疵爲負候者。死罪。但切殺候はゝ獄門○引廻之上。獄門。品川淺草。惡事の往方へ遣候事も有之。尤科書の捨札建之。三日之內非人付置候。又仕置一件帳といふ書に云。死罪。御仕置の通首討落候へは。非人直に首手桶の水にて洗ひ。兼て致手當置候俵に入る。獄門檢使町方年寄。同心雙方二人出居。右首受取。先へ捨札建之。其跡より首入俵を非人二人にて差荷檢使

シケイ

獄門の圖

兩町奉行所より出る朱鑓竝捕道具。晒中如圖飾置。晒相濟元之處へ納。引廻無之は幟無之。

番小屋

同心差添。淺草。品川御仕置場へ罷越獄門に掛る。但引廻無之候へは幟無之○獄門臺壹ッに二人三人一所に掛候儀も有之候由の處。文化三卯年四月二十五日南町奉行掛りにて於淺草獄門弐人有之臺も二ッに掛。其後同六巳年十月二十七日獄門貳人臺貳ッ掛候由。右は人數に寄差略有之事歟猶可糺○獄門首晒日數三日二夜。上番人。谷之者六人。下非人、非人六人。但三日目町奉行所へ彈左衛門より伺の上取捨○晒中近邊御成其外障之儀有之候得は町奉行より申付取捨○捨札三十日建取捨。右同斷之節取除置殘日數建之。さて明治維新の後種々の酷刑を除かれ。同十二年一月四日梟示の刑を廢せらる。

【鋸挽】また穴晒し物とも云ふ。囚人を圖の如き箱に入れ内に坐せしめ。箱を土に埋め。晒し場に晒すなり。箱の四方の羽目板は松板二枚をはぎ合せ。三尺四方に作る。深さは二尺五寸にて。底は羽目板と同樣なり。罪人を入れたる後蓋をなす。蓋は四枚の松板より成る。中央なる二板は首枷の用をなす者にて。二枚にて巾一尺六寸。首の穴徑六寸。周邊一寸四分。鎹十挺にて留む。箱を地に埋むるに。前方は平地竝に埋め。後方は平地より凡そ六七寸程上げ埋め。箱の上縁まで置土となる。傍に鋸を置き。往來の人をして自由に引かしむれど。實際挽く者はなし。鋸長壹尺六寸。

シケイ

箱の内部

囚人を此杭に縛す

三寸角

此内に筵二枚貳つ折にして敷く

柄檜貳尺壹寸。竹鋸長壹尺四寸。柄壹尺六寸。但大竹二ッ割長さ柄とも三尺。柄繩にて卷く。囚人の首筋を突切り血を取り。此鋸へぬり晒す也。尚晒物の條見るべし。

【下手人】刑罪秘錄云　下手人御仕置之事。死罪御仕置に同樣。別儀無之。但死骸は取捨に候得共。晒しものには不申付候に付。小塚原。回向院寮へ遣爲埋候。

【磔】又同書云。磔御仕置之事。牢屋敷より差出候迄は。前ヶ條引廻し御仕置の通。別儀無之。御仕置場に囚人引來候得は。下働非人六人にて馬より下し。罪木へ仰向に乘せ。首を横木へ結付。貳人つゝ左右に廻り。高腕を横木へ結付。囚人の着類を左右脇下より腰の程迄切破り。胴繩たすき繩を掛。手傳人足拾人餘にて罪木を起し。根を穴の内へ三尺餘埋込土にてかため。彈左衛門手代檢使與力へ相伺下役同心四人の名前を承り。彈左衛門手代へ。突掛り候樣差圖いたし。下働非人鎗を持。左右より囚人顔より二尺程隔て（アリヤ／＼／＼と聲をかけ）鎗の穗と穗を合見せ。鎗を突出す。夫より左右へ分れ。壹方より（アリヤ／＼／＼と聲を掛る）脇腹より肩先へ　鎗穗先壹尺餘突出し　壹ッ捻り（鎗柄へ血の下ざるためなり）右鎗を拔。壹方より直に（アリヤ／＼／＼と聲をかける）前同樣鎗突拔き。直に鎗の血をぬぐひ候もの別に壹人有之候て。突候度毎に拭ふ。右鎗其後は代る／＼左右より突く。鎗數凡そ貳拾本より三拾本位迄突。檢使へ伺の上咽喉脫。左右より止め鎗をさす。當日囚人取始末竝突候者下働非人六人。其外人數は前ヶ條火罪御仕置者の通。突候鎗は穢多頭彈左衛門より差出。

【火刑】又云。火罪御仕置の事。五ヶ所捨札は日本橋通筋違橋赤阪御門外兩國四谷御門外御仕置場。右捨札都合六枚。五ヶ所に無之分は御仕置場計捨札壹枚。右牢屋舗

方差出候節迄前ヶ條同斷。引廻し御仕置の手續にて別儀無之。囚人場所へ引來候得は下働非人六人にて馬お下し。縄の儘にて罪木に有之輪竹の內へ入。兩高腕を釣竹に結付細腰を柱に結付高股を同結付。足首を一足に寄同結付。何れも太縄二重に掛腚と結付土にて塗込其上を小縄にて猶又卷。所々塗仕舞下地に掛り有之。首縄を切其跡を太縄二重に致し。隨分ゆるく柱に結付。是又結目土にて塗。茅薪仕掛方の儀は。竈と唱候て竹にて輪を拵へ下へ竹を折込。一廻り多きく丸く縄を張り薪三把にて結。右縄張の內へ立竝へ。其外薪を囚人に爲踏。小男は猶更高く薪を仕掛爲踏。夫より茅一把つゝ結候儘貳重又三重にも積上。猶又中程より上へ茅をちらし掛け。檢使町方與力へ支度宜敷旨彈左衞門手代申立。下役同心へ差圖致し。同心罷越囚人之名前相調へ候上。出入口を薪茅にて塞く。茅貳三把壹手に持火を付廻り。風上より積候茅之中程より火を移し。時宜に寄所々よりも火移し候事も有之。囚人相果候樣子を見計。燃殘等引拂。茅四五把宛壹手に持火を付け左右へ參り。壹方よりは鼻壹方よりは陰囊を燒く。但女は乳を燒。皆とゝめ也○火罪木。但柱栂長貳間 五寸角輪竹七尺之內。五寸は輪留折廻し縄にて卷。」當日御仕置立場警固。穢多頭彈左衞門手代貳人。同斷棒突谷之者六人 非人共差配致し候。非人頭善七代貳人。囚人取扱候下働非人六人。晒中番人等は獄門御仕置同樣。五ヶ所引廻之上火罪御仕置に決候者牢死いたし科書捨札計五ヶ所へ相建候節は。出役町方年寄。同心若同心雙方四人牢屋敷へ罷越。牢屋見廻りより捨札受取附添。場所へ罷越爲建候事。以上は死に係る刑名を記す。猶引廻し。晒物の條參看すべし。且その罪あたりの例は各其罪名の條に見ゆ。

シケム 試驗は。學術等の優劣を檢査するを云ふ。其の目的の異なるに依りて。入學試驗。卒業試驗。登用試驗。開業試驗などと云ひ。其の方法に依りて。筆記試驗。口述試驗などあり。奈良朝の頃より。學校の卒業者を官吏に採用するの規定あり。

【科試及第】。我國貢擧の法は。令に。秀才。明經。進士。明法の四に分ち。之に書算を加へて六科と爲すを。唐の六類の如し。大學より擧るを擧人といひ。諸國より貢するを貢人と云。其の貢人を撰むの方法。及卒業後採用の方法は選叙令。考課令にあり。貢人の業左の如し【秀才】博く群籍に涉れる者を擇ひ。方略策二條を試みるなり。方略策とは。大事の要路を設け題とするなり。周の代に何故聖人多かりしや等の題をいふ。文章も義理も共に高きを上の上とし。文高義理平なるを上の中とす。(義高く文平なるも同し)。文理共に粗通するを中上とす。以下は皆不第とす。上の上なれは正八位上に叙し。上の中正八位下に叙す。餘は叙位の例に非す。式部に留めて選を待て叙す【明經】周禮。左傳。禮記。毛詩の中。各四條。餘經に各三條。孝經。論語共に三條。皆經文及注を設けて問ふ。答る者義理を辨明するを通とす。十に通すれは上の上とす。八以上に通するを上の中とし。六に通するを中の上とし。五及一經に通し及論語。孝經全く通せさるは不第とす。二經以外に通し別に更に經に通する者は經毎に大義一條を問ひ。五以上に通するを通とす。其上の上は正八位上。上の中從八位下に叙す。其餘は叙位せさると秀才に同し。【進士】時務策二條を試み且文選七帖。爾雅三帖を試みるなり。帖とは文字の上に物を掩ひ。其所を諳誦せしむるを云。其文詞順序ありて義理的當なるか又帖全く通する者は甲とす 策全く二に通し。帖六以上に過るを乙とす。其外は不第とす。【明法】律七條。令三條を試み。全く通するを甲とし。八以上に通するを乙とす。【書】筆跡の巧秀を以て宗とす。【算】九章。三條。海島周髀。五曹。九司。孫子。三開。重差。各一條を試み。全く通するを乙とす 六に通すと雖も九章を落すは不第なり。江家次第に弓場殿試の事を載て云く。文章生當職散位中ニ方略ノ學生中ニ學問料ノ竝中ニ登省宣旨ノ中ニ御書所衆闕少ニ人多時。又別被レ試ニ秀才進士ニ時有ニ此事ノ。文章生試亦可レ准レ此歟。自ニ藏人所ニ召ニ可レ奉レ試者ノ。弓場殿內東土副ニ東柱ニ敷ニ黃布端疊ニ(北上西面。可レ用ニ折薦疊ニ歟)。明義門廊四第三四間。壁下敷ニ黃布端疊ニ爲ニ監試次將座ノ。無名門外立ニ文臺ノ(內藏寮及レ晩立レ之)。文人參入(丸鞆帶。各具ニ書囊紙筆ニ)。藏人頭奏ニ事由ノ。次依レ召入レ自ニ月華門ニ着座(令ニ出納召ニ之)。次給ニ御題ノ(或宸筆或殿上儒士進レ之。七言十韻或八韻。或五言十韻。有ニ官韻ニ者無ニ入物ノ。長久共有レ之とあり。王朝の頃學校の試驗の及落を定むる法はガクカウの條にあり。

シコ 尻籠。(シヤジユツ。エビラを見よ)

ジコク 時刻。(トキを見よ)

シゴセム 子午線は。天文學地理學に用ふる所。北極より南極に通して引ける想像線にて。赤道と打違に星天を東西に平分して二半球と爲すものなり。明治十九年本初子午線經度計算方を定めらる。其前年萬國公會へ委員として派遣せられし。理科大學教授菊池大麓より上申せし意見書あり。今其の全文を載す。本初子午線及計時法に關する意見竝申報。明治十七年米國に於て開設したる本初子午線及計時法萬國公會へ本邦委員として派遣せし 理科大學教授菊池大麓歸朝

の後。同會の決議に關せる意見書を呈したり。因りて內務。陸軍。海軍。文部。農商務。遞信の六省に於て。內務省地理局次長荒井郁之助。陸軍工兵少佐田坂虎之助。海軍中佐肝付兼行。海軍大尉磯野健。理科大學教授菊池大麓。同寺尾壽。農商務省地質局長和田維四郎。遞信少技長志田林三郎。東京商船學校教授大坪正愼。遞信省司檢官矢田堀鴻を以て審査委員とし。該意見書を審査申報せしめたり。右意見書並に申報書は左の如し（文部省報告）。理科大學教授菊池大麓意見書。明治十七年華盛頓府特に開設せる公會に於て。本初子午線並に計時法に付き。已に議決したるもの七件。其他尙議決には至らさるも。會議說の在る所略判然したるもの二三件有り。右の條件に付。我政府に於て何とか御處分可有之は勿論の儀と奉存候。就ては右會議論說の次第を推考し。且歐洲諸國巡廻中聽得たる諸大家の說をも參照し。下官の意見左に陳述仕候。萬國普通本初子午線を撰定するの今日に必要なるは。今さら喋喋するを要せさる儀にして。世人の一般に認可する所なり。先年內務省に會議せし六省委員の報告にも之を述へ。又一昨年陸軍省より太政官へ上申ありたる程のことなり。獨り本邦のみならす萬國皆然り。先年米國政府より各國政府へ公會開設の儀を問合せたる後。明治十六年十月羅馬に於て萬國測地會の開設有り。此會に於ても萬國普通本初子午線及計時法は一大問題と爲り。之に付て數箇條の決議有りたり。此羅馬測地會へ各國より出張したる委員は。航海曆測算局々長。經度局々長等なれは。其決議は大に今回の決議にも影響を及ほしたる者なり。右決議中の一條は。可成速に萬國普通本初子午線及計時法公會の開設を望むと云ふに在り。是に由りて米國政府も漸意を決して華盛頓公會を開くに至りたる所以なり。故に其第一決議は普通本初子午線必要なるの主意を明白に述へたること左の如し。〇第一決議。本會は現今存在する數多の本初子午線を廢し。萬國一定の本初子午線を撰定するは希望す可きことゝす。此案は全會異論なく可決したり。更に一歩を進め。然らは孰の子午線を以て本初子午線と爲す可きやの問題を考ふるに該會の決議は左の如し〇第二決議。本會は此會に委員を出したる政府に對し。グリニッチ天文臺子午儀の中點を經過する子午線を以て經度の本初子午線として採用すへきことを發言す。此の議の起る前に佛國委員は本初子午線は局外中立たる可しとの說を提出し。頻りに之を主張したれ共其說は到底實行する能はさるものなりとの論多く。之を贊成する者は佛蘭西ブラジル。サンドミンゴのみにして遂に否決せられ。グリニッチ子午線採用の議は。右三箇國を除き其他の二十二箇國の委員は之を贊成したり。獨り此公會のみならす。羅馬測地會に於ても最大なる多數を以て。グリニッチ子午線採用の議を可決したり。是の如き次第なれば。右の國々に於ても必ず之を採用す可く本邦に於てもグリニッチ子午線を本初子午線として御採用相成るは。最も然る可き儀と奉存候。萬國普通の本初子午線採用するの便利は極めて大にして。縱令些少の不都合有りとも尙ほ之を採用する方可然に。況んや毫も不都合なること無きを乎。此決議は最緊要のものにして。此一箇條のみにても充分公會を開きたる甲斐有ることゝ奉存候。他はともかくも此一議は。是非共御採用相成り。太政官布達を以て全國に公示せられんことを希望に堪へず候なり。本初子午線定まりて次に起る問題は。之より經度を計算するの方法何如にあり。而して此問題たるや本初子午線撰定の事に比すれば稍輕きものなりと雖も。是も亦何とか定めざるを得ず。故に公會に於ては左の如く議決したり〇第三決議。經度は此本初子午線より東西各百八十度まで計算し。東經を正（プラス）とし。西經を負（マイナス）とす可し。此決議は可とする者十四箇國。否とする者五箇國。投票せさる者六箇國なれは。第二決議の如き勢力なしと雖も。今其此に至りたる所以を考るに。投票せさる六箇國の中。佛。ブラジル。サンドミンゴは第二決議に不服なるを以て投票せざるなり。獨國委員は第二決議の外は皆て投票せず（本國政府訓令無きが爲なりと述たりと覺へ候）。又否とする者の中に二說有り。一は羅馬測地會の決議に由り。經度は西より東の一方へ三百六十度まで計算す可しと云ひ。一は東より西へ三百六十度まで計算すへしと云へり。此第一說は學術上より論すれは甚理有る論なれは。彼の羅馬測地會の如きに於ては之を可決する固より其筈なれども。如何せん全く第二說と反對なり。此度の公會の如きは可成汎く實地採用せられんことを旨とする者なれば。終に兩說の半を取り且現に行はるゝ所なるを以て右の決議に至りたるなり。而して東經を正としたれば。以て經度は東へ計算す可き者なることを證するに足れり。此固より學術上に於ては正負共に三百六十度まで計算するも毫も妨なし。此の如きとは常に有る所なり。又本邦一箇國丈けに取りても少しも不都合無かる可きなり。故に經度の計算法は公會第三決議を御採用相成候て可然儀と奉存候。左に擧ぐる第四。第五。第六議決は計時法に關するものなり〇第四決議。公會は普通日を設け。之を總て其用の便宜たる可き目的に用ひんことを發言す。尤も地方時其他已に確定の時を各其適宜の場合に用ひるは毫も障なし。夫れ普通日の實業上並に學術上に最便利を與ふ可きは已に諸人の詳知する所にして。先年より歐米諸

シコセ

シコセ

國の新聞雜誌等にも之を論し。諸學會等にも之を講し。本邦に於ても地學協會雜誌竝に學藝雜誌等に之を記したり。故に今之を喋々と辯する迄も無き儀と奉存候。羅馬測地會に於ても異議なく可決し。公會に於ても唯語句の論有るのみにて。主旨には異議なく之を可決したり。然れ共平常の事には各國或は各地方の時を用ひさる可からさるは勿論の事なり。故に「尤も地方時」云々の句有り。而して何々の場合に於て此普通日を採用す可き者なるやは。此公會に於ては特に之を明言せさりき。蓋し之を用ひるは重に萬國交通の際にして。各國に渉る電信。郵便。鐵道等の爲なり。此等のことは夫々萬國公會或は二三ヶ國の聯合會有る者なれは。普通日を採用す可きと否とは。此れ等の會に於て決議す可きものなり。又學術上に於ては各學科の都合に由る可きなり。故に當公會は唯之を採用せんことを發議するのみに止りたり。故に此普通日の儀は今より後漸次に問題と爲る可く。終には各國定約の月日は之を用ひるに至る可きなれとも。是は其起る度毎に各其事に付て可否を決して然る可きことなり。今至急に何れにも御裁決を要せさる儀と奉存候。唯其問題の起る場合に於ては何如すへきやの覺悟は。無御座候ては不相成儀と奉存候。さて右普通日の儀に付ては異論無かりしかとも　其計算法に至りては種々議論ありて終に左の如く決議したり〇第五決議。此普通日は平大陽日たる可し。全世界皆同一にして本初子午線平正子の瞬時間に始り。該子午線の常日用と同一たる可し。又時間は零時より第二十四時まで計算す可し。其決議は可とする國十五。否とする國二。投票せさる國七なり。第六決議と聯帶して評論す可き者なれは。此に之を續掲し二者を併せて論せんとす〇第六決議。公會は天文日及航海日の成る可く速に皆平正子に始るとに改正せられんとを希望す　此は全會一致にて可決したり。今之を考ふるに。普通日の平大陽日たるは固より論無く。又零時より二十四時まで計ふるも論無しと雖。猶其何時より始む可きやに至て大に議論有るなり。此議決の如くなれは。普通日時は本初子午線即グリニッチの平常日時と全く同一なり。反對論者は羅馬測地會の議決を主張し。普通日は本初子午線の正子に始らすして正午に始む可しとするなり。此まて天文日竝に航海日は兩なから正午に始れりと雖。天文時にて九月一日は通俗九月一日の平正午に始り。九月二日の平正午に終る。又航海時の九月一日とは。通俗八月三十一日平正午に始り　九月一日の平正午に終る。故に航海日と天文日とは兩なから正午に始ると雖。全く一日の差有り。惟ふに先に羅馬測地會に出席したる者は多くは天文學者にして。常に正午を以て日の始めとなすの習慣に染まりたる者多くして。斯の如き決議に至りたるものなるか。該會の報告書を見るに。更に其平常の事業上に如何なる關係を及ほす可きやを論せす。唯天文日竝に航海日は兩なから正午に始るを以て。普通日も正午に始る可しとするものゝ如し。之に反して公會に於ては天文日及航海日の普通日と同一と爲るを望むは。更に異議無く。即第六決議に至りたれとも。普通日を正午に始むる時は實業上不便多くして。到底採用せらるましとの論頻に起れり。今若し普通日をグリニッチの正午に始まる者とせは。歐洲諸國に於ては日中に日を變へさる可からす。即ち朝は九月一日にして。午後は九月二日たるか如し。是にては實に不都合千萬にして實業者到底斯く定めたる普通日を用ひるとを拒むならん　之に反して普通日グリニッチ正子に始まれは。歐洲諸國に於て日は夜中事業無き時に變るを以て。極めて都合宜敷かる可し。斯れは米國に於ては普通日は午後の四時乃至七時に始るを以て　是亦不都合無かる可しと。今本邦の都合を考ふるに。普通日グリニッチの平正午に始まれは。日本に於ては夜の九時比に始り。若し正午に始るとすれは日本にては朝の九時比に始る。故に孰れを取るも別に甲乙無きか如し。故に下官は其の一般に採用せらるゝには孰れか宜敷かる可きやを熟案致し。終に普通日は平正子に始るとする方に投票仕候。斯く定むる時は普通時と地方時との關係は極めて簡易にして。左の式に由る。

(地方時)＝(普通時)＋(其地の經度)

(普通時)＝(地方時)－(其地の經度)

譬へは普通時九月一日の十時と云へは。日本地方時にては同日十九時即ち午後七時なるを知る可し。地方時を知れは。其れより經度の時數を引去りて普通時を得可し。是に於て天文日及航海日も普通日と同しく正子に始る時は。大に混雜を省き。頗る便宜なる可きを以て。眞に第六決議に至りたり。此事たるや。公會に出席したる諸天文學者及航海者は其日を正子に始むる者とするも決して不都合無き旨を論したり。然とも其決議の世に公にせらるゝや。忽天文學者中の一問題となれり。英國に於ては有名なる天文家アダムス(ケムブリッヂ大學校教授天文臺長)。グリニッチ天文臺長クリスチー等を始め。多く本會の決議を賛成す。露國プルコバ國立天文臺長ストルーベ氏。獨國の有名なる天文家オッポルツエル氏。竝に米國の重なる天文家も亦多く之を賛成す。之に反して伯林大學校教授フュースター氏。竝に米國ジョンス、ホップキンス大學校教授航海暦編輯長ニウカム氏等は。頻に反對說を

主張す。下官は實地星學測量をも爲さす。又航海も致さゝれは此等の事に付て充分に論辯を致す可き經驗無之候得共。諸大家の議論に就て其理非を熟考するに。公會の決議は實に至當のものと存候。已にグリニッチ天文臺に於ても米國に於ても此改革を行ふに決し。又露國に於ても之を實行するに差支なしと云ふなれは。此の議は早晩行はる可きやに被存。唯贊成者中にも何時よりして此の改革を實行す可きやに就ては種々議論有之。或は本年一月一日よりと云ひしも有り。或は來る一千八百九十年（明治二十三年）一月一日よりと云ひ。或は一千九百年一月一日とも云ふ者有り。現今諸大家議論の最中なれは。本邦に於ても諸天文家並に航海者の意見を問ふは勿論なれとも。之れを實行するや否やは暫く歐米諸大家の論術一定するまて相待ち候て可然哉と奉存候　○第七決議。公會は十進法を角度並に計時法に應用することに關する學術上の研究再興せられ。之に依て其實益有る場合に於て之を用ふるを得るに至らんことを希望す。此決議は學術上に關する希望に止り。現今之に付き實施を要すること有るに非らされは。別に意見を述るに及はざる儀に御座候。以上公會に於て議決に至りたる件々の御處置振に付。下官の意見陳述仕候。此に又議決には至らされ共。諸委員の說もありて。略其論の一決したる件有之。即普通時に對する地方時の儀に御座候。此地方時の儀は本邦に於ても今日相當の御處分無之候ては。後日大なる混雜を生するに至るへくと被存候。世界各地時を計るは皆大陽に依れり（開明國にては平大陽）。故に各地皆其時を異にし。日本國中にても東京の十二時は。函館にて十二時四分過。大阪にて十一時五十三分餘。長崎にて十一時二十分許に當れり。昔日交通の便少く。計時の機甚精密ならす。又實業上に其精密なるを要せさりしと雖。今や決して然らす。陸に滊車あり水に滊船あり。郵便電信皆神速一分一秒を爭ひ。特に滊車の加きは日一日に事繁雜となり。一分の差あるも忽衝突の災禍を生する如き有樣に至らんと期して待つへし。歐米諸國は已に此に至り。英佛の如きは。一國皆同一の時を用ゆ。即英國に於ては。グリニッチの時を以て一國中の時と爲し。地方各其自己の時を用ひす。譬へはマンチェストルに於て十二時と稱するは眞に十二時に非す。グリニッチの十二時にして。實は十一時五十一分なり。又佛蘭西は全國パリスの時を用ゆ。其他の國々にも皆標準時を設け。區域を定めて之を用ひるなり。是勢斯の如くならさるを得されは也。北米合衆國に於ては久く之を放任したるを以て。非常の混雜を生し大に困却したりしか。漸く四五年前に諸鐵道會社聯合して標準時を定めたり。本邦の如きは鐵道も未た多からすして。一定の時無きも左程の困難なし。然れとも已に鐵道の有る所は線路上は皆同一の時を用ふるなり。即東京横濱及東京高崎鐵道線路の各地は。皆東京の時を用ひ。京阪の鐵道線路各地皆大阪の時を用ふ。即一線路中種々の地方時有りては實に不都合極るを以てなり。各地方に鐵道を作れは。其線路は各一定の時を用ふへし。此線路離れたる內は是にて左まて不都合なけれ共。若し後來此線路互に相聯續する時は。忽混雜を生すること明なり。是即北米合衆國に起りたる困難なり。且是れ唯鐵道而已に就て論したるなれ共。其他電信郵便等何事に由らす。各地區々の時を用ひるは甚不便なり。之を大にしては即公會に於て萬國普通日を設けたる理由なり。之を小にしては歐米諸國各其標準時を設定したる理由なり。而して公會に於ても各地標準時を設けたる便は充分に之を認めたりと雖とも。其方法に至りては全く一致を得る能はす。且是は各國の便宜に任する方然るへしとの事にて。決議には至らさりしなり。故に本邦に於ても今日標準時を定めて以て後日の混亂を豫防致す事極めて緊要と存候。故に萬國普通本初子午線。及ひ計時法御採用と同時に此議に被及度。此段切に奉希望候。此れより本邦の標準時は何如に定めて最便なるやを述可申候。東西の距離甚大ならさる國に於ては。一國中の各地方時甚異ならさるを以て。盡く同一の標準時を用ひ得るを以て甚便利なり。譬は英國の如き是なり。然れ共北米合衆國の如く東西に廣延なる國に於て唯一の標準時を用ふれは。或る地方に於ては標準時と地方時と二三時間の差有るを以て。是にては日用に不便を生す。故に米國にては五個の標準時を設けたり。其方法は米國を經度十五度（南北に細長き）つゝの區に分ち。各區內に一の標準時を用ゆ。十五度としたるは。經度十五度にて一時間の差を生するを以てなり。故に標準時は一時間つゝの差あり。而してグリニッチの時即普通時との關係も。亦簡易なり。即四時間乃至八時間の差有るのみ。其分秒に至りては同しきなり。今本邦の地形東西甚廣からす。全國唯一の標準時を用ひるに極めて宜し。然らは何所の時を以て標準時と定むへきや。東京は國都にして此には天文臺も有るを以て。其時を用ひて全國の時とせんか。東京は全く東に偏し之を標準とせは長崎に於て地方時と四十分の差を生す。且普通時との關係簡單ならす。然るに幸にして東經百三十五度の子午線は日本の中央（丹後丹波の西部播磨の東部）を經過す。此子午線の時を以て日本の標準時とし。全國中皆之を用ふれは實に簡便なり。日本中何の地にても（東は千島西は沖繩を除くの外は）地方時と標準時と僅に三十分以下の差なる可し。東京の如きは標準時と

シコセ

固有の時との差十八分半許に過す。三十分以下の差なれば。平常の事には更に之を感せさる可し。故に政府に於て何年何月何日よりは日本國中之を標準時とす可しと令し。東京其他正午の號砲有る地に於ては。此迄の如く其地の平正午に之を放たすして。百三十五度の平正午に之を放つこととせは。人民に於て毫も不便なかる可し。而して此標準時は。グリニッチの時。即公會に於て定めたる普通時と丁度九時の差なれは。普通時を日本標準時に引直し。或は日本標準時より普通時を知るは唯九時間の加減のみなり。サンドフヲード、フレミング氏は。公會に於ても羅馬測地會に於ても。各地標準時の案を提出し。頗る賛成を得たりしか。其案は米國の例に從ひ。世界を十五度つゝの二十四區に分ち。其區中一の標準時を用ひ。各之に名稱を付したり。其標準時の一は即右に述たる百三十五度の時にして。之を日本時と名けたり。其の日本の中央を過り日本に於て用ふ可き者なるを以てなり。斯の如き次第なれは。速に標準時設定の必要なるを認められ。百三十五度の時を以て日本標準時と定められんと最可然と奉存候也。次に時間の分法の儀に付一言申述度候。此までは一日を午前午後に分ち。各十二時間と致來候得共。是は別に理由なきことにして天文學に於て斯く分つは甚不便なるを以て。零時より二十四時まで計算す。此度定めたる普通時も又零時より二十四時まで計算す。地方時に就ても同く二十四時にするの案有りたり。一々午前とか午後とかの前置なければ時の知れぬは頗る不便なり。米國の鐵道會社なとにては已に其内規には改革を行ひ。公衆に對しても之を希望すれ共未た俄に舊習を破る能はす。然れ共歐米諸國終に此に至るは疑ふ可からさるなり。本邦の如きは近頃漸く此計時法を用ふることに爲り。未た深く染込たるに非されは。今にして早く之を變するは甚難きことに非らさるへし。本邦に於て之を用ふれは。即本邦は此點に於ては開化の卒先とも云ふへく。實に後世の榮譽なる可し。故に時を計るには正平子を零時と定め。夫より二十四時まで續て算することに御取極相成候て可然哉と奉存候。右に述たる件々は。文字固り拙陋にして或は冗長に渉り明瞭を缺くことあるを恐れ。更に緊要の點を摘抄し其闕を補はん爲左に列記仕候。

一グリニッチ子午線を萬國普通の子午線と認め。本邦にても之か用ふへき事。

一經度は之より東西各百八十度まで計算し。東經を正。西經を負とする事。

一本初子午線の平常日時を普通日時と定むる事。但し之を用ふる可き事件は逐ゝ相定む可き事。

一天文日並に航海日を正子に始むるの儀は。皆歐米學者の議論稍一定するまで見合す可き事。

一日本國中に用ふる標準時を設定する事。

一東經百三十五度の子午線の時を日本標準時とする事。

一時間は零時より二十四時まで計算する事。

右下官意見略陳述仕候得共。文意盡さす不分明の處數多可有之。是等は尚御尋問次第陳述候也

明治十八年八月　　菊池大麓

文部卿伯爵大木喬任殿

六省審査委員申報書「委員等謹て申報す。曩に米國華盛頓府に於て開設せる子午線公會へ本邦委員として出張し。歸後上呈せる菊池大麓の意見書の旨趣。委員等之を精査するに。書中要件とする所都て七箇條。今其條を逐て反覆審論し決議する所を左に開陳す。」本初子午線を一定するの必要なるは萬國輿論の歸する所にして。各國政府に於ても既に之を公認せし事は。先年華盛頓府に公會を開きし一舉明に之を證し得べきを以て。委員等今更之を議するに及はさるなり。次に何地の子午線を以て本初子午線とすへきやの議に就ては公會に於て三箇國(フランス、ブラジル。サンドミンゴ)に對する二十二箇國の多數に依り。英國グリニッチ子午線を以て萬國普通經度の本初子午線と定むるの最も適當なるとを議決せり。本議は斯の如く殆と全會一致の決に成りたるものなれは。是に由りて萬國普通本初子午線は一定せるものと認むるを得へく。又本邦に於て之を採用するに就き毫も不便利の事あるとなきを以て。今委員等は左の如く決議せり。グリニッチ天文臺子午儀の中心を經過する子午線を以て經度の萬國普通本初子午線として。本邦に於ても之を採用すへし。」次に公會に於て議決したる經度計算の方法は。現今行はるゝ所の計算法にして。唯東經を正とし西經を負とする事と定めたる迄なり。而して其東經を正とし西經を負とするは。主として計算上の便宜に生したるものにして。本邦之を採用するに於て毫も差支ある事なし。依て今委員等は左の如く決議せり。經度は本初子午線より起算し。東西各百八十度に至り東經を正とし西經を負とすへし。」次に普通日設定の事は。世俗をして通常此普通日に依らしめんといふに非すして。唯其の便宜の場合即ち海外交通(電信。郵便等)。及ひ學術上に用ふへき爲のものなれは。固より之に由りて特殊の處置を要すへきにあらす。而して萬國普通日設定の事

シコセ

は極めて便宜の事にして。且公會に於て議決したる普通日は最も適宜なる者の如くなれは。他日前述の場合に於てこれを採用すへきや否の問題起るに臨みては。本邦に於ては斷然之を賛成すへき事と豫め決定せられ然るへき儀ならんと決議せり。」次に天文日竝に航海日の事は未た決定せすと雖とも。本邦に於ては航海日は軍艦商船を問はす一般に英國の航海暦を用ふるを以て到底英國即ちグリニッチ天文臺の決する所を採るの外あるましきなり。天文日は、グリニッチのみに依るときは少く不便なきに非さるを以て。歐米諸國天文家の説稍一定するを待つ方然るへしと決議せり。」次に日本國中同一の標準時を設定するの緊要なる事は菊池大麓の意見書に於て既に充分説述して明白なり。委員等固より之を可決し。速に裁定あらんことを切に冀望す。」次に本邦何地の時を以て日本標準時と定むるの最も便宜を得へきやの問題に於ても。委員等は亦意見書に述へたる即ち東經百三十五度の子午線の平大陽時を採用すへき説を至當とせり。標準時の平大陽時たるへきは固より論なく。百三十五度の子午線の時を採用する理由左の如し。歐米の諸國を見るに。英のグリニッチに於る。露のプルコバに於るか如き。皆其國立天文臺ある地の時を用ひて未た必しも其首府の時に從はす。是蓋し測定上の便宜に依り。且全國各地の地方時に於ても。之と大差なきを以てなり。又北米の如きは國境東西に廣く。實際全國同一の標準時を用ふる能はさるを以て。乃ち五箇の標準時を設立す。而て其標準時は首府の時に由るにあらす。又重なる天文臺の時に由るにも非すして。西經六十度。七十五度。九十度。百五度。百二十度の子午線の時。即ちグリニッチの時と比較して恰も四時五時。六時。七時。八時間の差違有るものに依れり。北米に於て斯の如き標準時を定めたるは。僅に三四年來の事にて。萬國普通本初子午線及ひ普通日設定の議世に起りたるより以後の事なれは。普通日時と簡單の關係を有し。最も便利なりといふへし。此度公會に於て普通日決定したる上は。歐洲各國に於ても漸次此理に基ける標準時に改正するに至るへし。本邦に於て百三十五度の子午線の時を用ふへしといへるは。即ち此理に基けるものにして。且幸に此子午線は殆と本邦の中央(丹波の西部播磨の東部)を經過するを以て。最も便宜なれはなり。今若し東京の時を以て日本全國に用るときは。西端に在る地方の如きは其地方時と對比して殆と一間時の差違を生し。即ち十二時と稱するも其實漸く十一時を少し過きたる程の事となるへし。之に反して百三十五度の時を用るに於ては。東は根室西は那覇の地方時と標準時との差。僅に三十分內外に過きさるなり。既に內務省に於て氣象觀測上には東京の時を用ひすして。西京の時に依りたるか如きも。即ち此差を少からしめんか爲なり。故に本邦の地形にありて百三十五度の時は最標準時とするに適當なりとす。加之此時はグリニッチの時即ち普通時と比して恰も九時間の差なるを以て。他日電信其他に普通時を用ふるに至るとき。普通時よりして日本標準時に改算し。又標準時よりして普通時に改算するに於ても。單に九時間の加減を要するのみにして。極めて簡便なり。然るに若し東京の如き地の時を用ふるに於ては。分秒の端數を加減せさるへからすして。其煩はしきと云ふへからす。然るに此に一點の注意を要する事あり。即ち電信萬國公法中。明治十二年英國龍動府に於て改定せし細目規則中第四條第七章の箇條なり。曰く「一國中の諸局は總て一齊の時刻を用ふへし。其時刻は首府を以て中度とす」と。本邦の電信局に於て皆東京の時を用ふる如き實に之に本つく也。然れとも改定細目規則中に揭くる所は。必しも首府の地方時を用ふるを要すといふにはあらさるなり。既に英國に於ては。グリニッチの時を用ひ。又米國華盛頓に於ては。グリニッチの時より五時遲き時を用ふるか如き。皆其首府の時に從ふものにあらさるなり。故に日本に於て全國百三十五度の時を用ふるも。之を同盟諸國に通知するに於ては。規則に照して毫も不都合の事あるへからす。然るに明治二十年の暦は既に推算を了りたる事なれは。之を實行せんには明治二十一年を期するの外あるへからすと雖とも。本年九月前に決裁せられさる時は。其改算上の差支を生するを以て。成るへく速に裁可あらん事を要するなり。依て委員等は左の如く決議せり。本邦に於ては東經百三十五度の子午線の平大陽を以て全國一般に用ふる標準時と定め。明治二十一年一月一日より之を實行すへし。」次に一日を分ちて二十四時と爲し。午前午後の區別を廢すへしとの事は。理論上最も至當の議にして。且實際に於ても頗る便宜の方法なるを以て。既に米國鐵道會社に於ては私に之を施行せるも。如何せん。萬國中未た此方法を實施せる國なきを以て。暫く見合するの外あるへからすと決議せり。以上陳述する者即ち委員等か審論熱議して決する所なり。而して今其要領を擧くれは左の如し。

第一項　グリニッチ天文臺子午儀の中心を經過する子午線を以て經度の萬國普通本初子午線として。本邦に於て之を採用せらるへき事。

第二項　經度は本初子午線より起算し。東西各百八十度に至り。東經を正とし西經を負とすへき事。

第三項　本邦に於ては東經百三十五度の子午線の時を以て全國一般の標準時と定

め。明治二十一年一月一日より之を實行せらるへき事。

第四項　普通日設定の事は他日之を要する塲合に臨みては。公會の議決を採用せらるへき事。

第五項　天文日は歐米天文家の説稍〻一定するを待ち。航海日の事は英國グリニッチ天文臺の處置に據らるへき事。

第一。第二。第三の三項に在ては。委員等の所見は勅令を以て布告せられて然るへき事ならんと思惟せり。但第三項は。前述の意味あるをもて。布告の後速に電信同盟各國へ通知せられん事を要す。

明治十九年六月七日

さて右等の意見を採用せられ。十九年七月十二日勅令。英國グリニッチ天文臺子午儀の中心を經過する子午線を以て經度の本初子午線とす○經度は本初子午線より起算し東西各百八十度に至り東經を正とし西經を負とす○明治二十一年一月一日より東經百三十五度の子午線の時を以て本邦一般の標準時と定む」と公布せられたり。

シザイ　死罪。（シケイを見よ）

シシ　獅子は。熱帶の獸なり。我が國古へより。繪畫及び像に作れり。多くは狻猊の像を以て獅子となせり。印度畫家の畫に本つきて畫きたるものには往〻眞の獅子の圖を畫きたるものあれど。極めて稀なり（シヽマヒ參看）。

シシ　猪附鹿。我が國古へ肉を食ふべき獸を總てシヽと稱したりと見ゆ。

【猪（ヰノシヽ）】三溪接するに。其毛莞の葉に似たるに據るか。

【鹿（シカ）】古はかのしゝと云ふ。日本武尊碓氷峠にて白鹿に遇ひし事見ゆれど。其は一時の事にて。通常我が國には一種の外之なかりしと見ゆ。八木氏考古學に石器時代の遺跡は其數二千餘に過ぐるが。出すところの骨角類は種類甚だ僅少なり。其内野猪及鹿の骨格は簇々として堆を爲し居れとも。他の動物の骨骼に至りては寥寥の觀を呈せりとあり。鹿狩。鹿肉の事は古史に記すところ多く。其料理の古式さへ傳はれり。【鹿垣】（シヽガキ）は。この獸の田圃をあらすを防ぐための用なり。その多かりしを知る。【春日の鹿】奈良春日神社には。今に鹿を飼養す。寛文十年六月二十八日夜。奈良奉行溝口豐前守信勝。同社遷宮の時。祠邊鹿多く人の惱みとなるに。網を張り鹿の網目より出せる角を悉く切りたり。以來年〻の例となり。今日も春日の鹿の角伐りとて見物に赴くものあり。【北海道の鹿】維新後濫獵して大方其種を絶ちしが開拓使は此の獵を禁じ。之を保護して繁殖につとめたり。

【羚羊（カモシカ）】は古人かましゝ又はかもしゝと呼び。今地方にて依りてにくしゝ。くらしゝと呼ぶ。然れども鹿の種類に非ず。唯〻其の肉の食ふへきを以て古來シヽと呼びたるならん。而して羚羊の文字の當るや否も詳ならず。羚羊角は非常に堅牢にして金剛石に比すと云へども。かもしかの角は左までの品に非ず。野羊の一種にして。前頭寧ろ額に短き角を駢生し。眼も左右に相接して小く。毛の色は灰色にて。脚細く能く嶮岨絶壁を馳驅し。頗る捕へ難し。然れども之を畜へば能く人に馴ると云ふ。天智天皇の事を羚羊の伯父と渾號せしこと。當時の童謠に見ゆ。古は人の常に知れる獸なりと見えたり。東京經濟雜誌八百九十五號（三十年九月二十五日）。中村熊太郎が「日本に野生の羊あり宜く之を蕃殖すべし」と題する説に。野羊とは羊の山野にありて。未た馴養せざるものにして。即ち余が發見の名稱なれど。實物は古來我邦に毛皮を以て貴重せられつゝある。かましゝ即ち方言。くらしゝ。にくしゝ。あをしゝ。いはしゝ。及びかもしかと稱せるものなり。これを以て鹿族の如く思意し。又は羚羊の漢名のために。アンテロピデー（即ち羚羊族）とするは誤謬なる明かなり。此獸は本島及四國九州の山中に棲息し草及木實等を食料となす。前齒は上顎より發出するものなく。只下顎に八枚を有し。臼齒は上下共に十二枚にて總數三十二枚なり。而して四個の胃腑の構造によりて最初嚥下したる食料は。其閑居の時に於て。更に口に返して細嚼す。即ち齝草獸類なり。目は頭の兩側にありて涙溝深く。牝牡共に二の角を有し。色黒くして長五寸許。心の下半は竅孔を以て占め。尖端に至て充實するも。亦甚だ堅牢ならず。終生隕落することなし。脚は體の大小に隨て相應し。一蹠にして各自蹄を有す。此毛皮は古來世人の最も貴重せる所にして。獵人は此毛皮を以て作りたる裘を着して。寒山吹雪の中に倒臥すと雖も凍死の憂なしといふ。性極めて怯懦にして。他の動物の襲撃に遇へば。一意逃走して僅に其身を防衛す。此の如く怯懦なるに拘らず。人に對しては反て馴れんとする善性を有し。其謠歌を聞くときは。頭を擡げて佇立し。以て捕獲せらるゝに至る。故に此獸を馴養したるもの。古來例證少しとなさゝるも。皆是れ偶然の捕獲にして。原來毛皮の目的なるを以て。未だ家畜たるに至らざりしは深く惜むべき所なり。此獸の形體性質既に此の如くなることを知得ば。明かに其羊族即ちカブリデーたるを證するに足る。云々とあり。

シシカリ　鹿狩。（カリを見よ）

シジフシチシ　四十七士。赤穗淺野家の藩士四十七人が主人の仇を討ちし事蹟は。仇討中最も有名の者として世に知らる。こゝに贅記の要なからむ。即ち元祿十四年三月十四日。淺野內匠頭長矩。江戸城中に於て。吉良上野介義央が過言を憤り之を傷けたるを以て。即日自殺を命ぜらる。是に於て淺野の遺臣四十七人翌元祿十五年十二月十四日江戸本所吉良邸を襲ひ義央を討ち。翌十五日皆高輪泉岳寺に退き公命を待つ。細川。松平(伊豫松山)。毛利(長府)。水野(岡崎)の四家へ預けられ。翌十六年二月四日。皆死を賜ふ。遺言して泉岳寺亡主の側に葬られんことを四家に求め。その言の如くせらる。四十七人の姓名左の如し。大石內藏之助良雄。吉田忠左衞門兼亮。原總右衞門元辰。間瀨久太夫正明。小野寺十內秀和。間喜兵衞光延。磯貝十郎左衞門正久。堀部彌兵衞金丸。近松勘六行重。富森助右衞門正因。潮田又之丞高教。早水藤左衞門滿堯。赤垣源藏重賢。奧田藤太夫重盛。矢田五郎右衞門助武。大石瀨左衞門信淸。片岡源五右衞門高房。大石主稅良金。堀部安兵衞武庸。中村勘助正辰。菅谷半之丞政利。不破數右衞門正種。千馬三郎兵衞光忠。木村岡右衞門貞利。岡野金右衞門包秀。貝賀彌左衞門友信。大高源吾忠雄。岡島八十右衞門常樹。吉田澤右衞門兼貞。武林唯七隆重。倉橋傳助武幸。村松喜兵衞秀直。杉野十平次治房。勝田新右衞門武堯。前原伊助宗房。間新六光風。小野寺幸右衞門秀富。間十二郎光興。奧貞右衞門行高。矢頭右衞門七教兼。村松三太夫高直。間瀨孫九郎正辰。茅野和助常成。横川勘平宗利。神崎與五郎則休。三村次郎左衞門包常。以上四十六人に寺坂吉右衞門信行を加へ四十七士と稱す。

シシマヒ　獅子舞は。新年及び冬至に來りて。舞をなす。太神樂も之を兼行へり。太神樂と角兵衞獅子は今は來るに期を定めず。本居氏の玉勝間に。白樂天の西凉伎の詩を引て。西凉伎。假ニ面胡人一假ニ獅子一。刻レ木爲レ頭絲作レ尾。金鍍ニ眼睛一銀帖レ齒。奮ニ迅毛衣一擺ニ雙耳一。如下從ニ流沙一來中萬里上。紫髯深目兩胡兒。鼓舞跳梁前致レ辭。云々とある。是を學びたる者と見えたり。其さまもはら同し。云々。江家次第。興福寺供養。また法勝寺御塔會などに。獅子舞の事見えたり。園大曆に。獅子舞德太男とあるは。此舞を業としたる者なりといへり。太平記(三十)持明院殿吉野へ遷幸の段に。獅子田樂を召れ。日夜舞ひ歌はせ云々などあり。此等に據れば。獅子舞の伎も古き者といふべし。今諸神社に獅子頭を藏するは。昔は其にて獅子舞を神前に舞ひたる者なるべし。又太神樂と稱するもの。即ち獅子舞の流にて。これは那珂通高の考に。太神樂は唐の太平樂より出たるならんとの說(洋々社談二十號)あり。

曰。予謂ふ獅子は西域の獸なれば。或は浮圖氏の傳へし所ならむと。後卯花園漫錄を見れば。陳氏樂書を援きて。唐太平樂謂ニ之五方獅子舞。獅子獸出ニ於西南夷天竺獅子國一。綴レ毛爲レ之。各高丈餘。人居ニ其中一。像ニ其俛一即馴ニ狎之一。客二人持レ繩。秉レ拂。爲ニ習弄之狀一。五獅子名形ニ其方色一。百四十人歌ニ太平樂一。舞以レ足持レ繩作ニ崑崙狀一と云ひ。又獅子舞の圖を載て。人これを使ふの體ありと云へは。獅子舞は唐より出て。浮圖氏より始まる者に非ることを知るに足れり云々といへり。前の白詩。並此說等を見れば。其業の唐土より出たる事うたがひなく。また太神樂の太平樂より出たるといふも。當れりといふべし。鷹筑波集「獅子舞は大和國にありつきて。見ても見あかぬ三輪の杉立」。洛陽集「杉立や赤熊かけたる下紅葉」など見えたり。杉立のわざ。今太神樂はせず。越後獅子のすることとなり。【越後獅子】江戸には角兵衞獅子といふ。越後にては蒲原郡より出るによりて。かんばら獅子といふとぞ。角兵衞獅子は恐らくは蒲原獅子の誤ならむ。或人云。武藏國氷川神社に。古き獅子頭あり。そのあたりの村里にて獅子舞をするには。彼獅子頭を借て用ふ。往昔田樂の遺風にや。その獅子頭の角に菊の紋ありて。御免天下一角兵衞作之と彫てありといへり。然らば角兵衞は古代獅子頭作れる名工と見えたり。天下一といふ號の事。信長記などに見えて。其後停止せられき。かの獅子頭そのかみの作なるを知べしなどいへれど。いかゞあらむ。又四神地名錄。猿が俣の條。二郷半戸ヶ崎村なる獅子頭。房總志料。長狹郡不動の祭の獅子舞。みな越後獅子と同じものなり。東國にては處々にありしと見ゆ。【角兵衞獅子】これは越後獅子の事なり。天下一角兵衞作より轉ぜるものか。最初越後より來りし者ゆゑ斯いふなり。宮川舍漫筆に云く。天下一といへる事は。公より御免の事にて。予生父理齋翁住居せし所は本所石原なりしが。地面の內の河を浚ひしに。一の壺を得たり。其銘に天下一堺みなと藤左衞門とあり。或云。いにしへの鹽壺にして。御免の鹽師也と云々。この獅子頭の天下一も同樣なるもの歟。」又那珂通高云。天和七年七月。始て諸職人淨瑠璃語の類。天下一の號を停止せらると。武江年表に見えたれは。天下一の號獨角兵衞のみならさる事も亦觀るへきなり云々。」今の角兵衞獅子は越後より出るのみには非ず。都下にも住せり。其の親方人の小兒を買入れて。之れに藝を仕込み(俗に身體を柔軟ならしむる爲め酢を飲ますといへり)。非常に殘酷に取扱ふとて。警視廳は明治十九年三月。府下五十一人を限り。其以外に營業を禁ずる旨を達せり。此他諸書に見ゆれども大同小異なるを以て畧せり。

シジムサウオウ 四神相應とは。土地の形勢の四神に適當せるを云ふ。四神とは龍。虎。雉。龜と蛇（蛇を省き龜のみ用ふるもあり）。其の形を付けたる鉾を四神劍と云ふ。平安の京は四神相應の地と云へり。王宮は南に向ふ。南面して王たりの語に取る也。然れば王宮の左右前後を東西南北に當て。之に四神の地勢を具備せるを王者の都なりと云ふ。和漢名數に云く。四神相應地。左靑龍（東）。右白虎（西）。前朱雀（南）。後玄武（北）。朱子曰。玄武謂㆓龜蛇㆒也。位在㆓北方㆒故曰㆑玄。身有㆓鱗甲㆒。故曰㆑武。居家必用曰。宅欲㆔左有㆓流水㆒。謂㆓之靑龍㆒。右有㆓長道㆒。謂㆓之白虎㆒。前有㆓汙池㆒。謂㆓之朱雀㆒。後有㆓丘陵㆒。謂㆓之玄武㆒。爲㆓最貴地㆒。

シシムデム 紫宸殿。（クワウキウを見よ）

ジシムバム 自身番（通俗番屋ともいふ）は。德川幕府の時。江戸市街大抵每町に番屋を置き以て市中の警戒に備へ。市民をして自治せしむる者をいふ。天保十四卯年中正月二十三日（町方舊記）。町々自身番屋勤方之儀に付。去寅十月中巨細被仰渡有之。御支配限り家主竝店々連判取置。右被仰渡之通嚴重相守儀に御座候處町々之內今以店番錢取集め。番人其外請負同樣之夜番相勤候向も有之由。右者被仰渡御文言之中にも有之候儀にて。不宜儀に有之間。萬一右體之儀有之候はゝ。早々御差留。表店者勿論。裏店よりも罷出。夜番相勤候樣被仰渡。且木戸番人共妻子有之候者。手替り致候儀も有之由。是又不宜儀に付。右體之儀無之樣嚴敷御申付可被成。此段申合御達申候以上。卯正月廿三日世話掛取締方。」天保十四卯年中答書。町々自身番竝木戸番平年竝嚴重被仰付之節。詰合候者共番役人數左に申上候○大町竝貳三町模合。自身番壹ヶ所五人番。內家主二人番人壹人店番貳人。但晝は人數半減に相詰申候○小町。同斷三人番。內家主壹人番人壹人店番壹人。右平年冬春共。寬政度町年寄樽與左衛門殿より伺之上町々御申渡候通り。冬春共自身番屋障子建置き番仕。一時番に右詰合之者の內壹人宛町內限り相廻り申候○大町小町。木戸壹ヶ所貳人番。內番人壹人店番壹人。右平年冬春共。夜四ッ時限り木戸〆切。潜通路致し。右潜際番屋に相詰有之候ても。拍子木相用ひ不申候○番被仰付候砌者。大町自身番屋壹ヶ所七人番。內家主三人番人壹人店番貳人より三人。但晝夜共人數相詰申候。大町小町共。木戸壹ヶ所貳人番。內番人壹人店番壹人。右夜四ッ時より。木戸〆切潜通路致。潜際番屋見張候間。往來人通行之節。拍子木相用申候。木戸番屋無之場所。竝店前共場所に寄。夜四ッ時より差置候箱番屋へ。店番之もの壹人相詰申候。場末小町にて。自身番屋も無之。家主人數壹兩人程。店子共も無數之町々者冬春家主共。宅又は表店之內順番に表店へ。夜四ッ時より番いたし候。尤人數家主壹人店番壹人相詰候得共。家主町用有之節は。店番貳人宛相詰。平年は冬春共障子建番致し。嚴重御沙汰之砌は。詰合候人數は同樣にても見張番仕候。右之通私共組合町々晝夜番役勤方。書面之通に御座候。尤大町小町にて少々宛不同は有之候得共。多分右之趣に相勤申候。且又前々店番錢と唱。地借店借共より雇賃差出し。右代り雇之もの差出しも有之候共。去寅年中よりは表店之もの。家作間數又は竈數に應し。壹ヶ月兩三度位。裏借家等は壹ヶ月壹度位宛。小番相勤候振合に御座候。右御尋に付申上候以上。卯二月。（神田鎌倉町諸用留）。さて自身番とは。市町の人民私に警戒するの意なるべし。町役人茲に詰合ひ都ての警察事務を取扱ひし所なり。

ジシヤク 磁石は。鑛物中の鐵鑛屬にして色黑く褐色を帶びたり。外面に細孔ありて毛の如きものあり。天性能く鐵を吸ひ又南北方を指示す。故に航海上必要の物とす。百科全書に。昔者亞細亞洲の中マグチシヤと稱する所に於きて。一種の鐵鑛を見出したり。能く他の鐵。及び鋼鐵を吸引する性質あり。之れを名づけて羅土斯多溫（ロートストーン）と云ふ。又之れを見出せる鑛山の名に取りて　磁石或は磁石力と云ふ。磁石は鐵を吸引する外更に著き性質あり。即ち絲を以て磁石を懸垂し。又は樞軸の上に置きて自在に旋轉せしむべし。其旋轉漸く止むに至れば必す南北の方位を得む。再ひ之を回轉せしむとも亦其位置に復すべし。故に之を名づけて指南性と唱へ。廣く諸學科に關渉するに至れり。磁石針の一端北の方位を指點するものを北極と云ひ。其一端南の方位を指點するものを南極といふ。又其性をして鋼鐵に傳通せしむる力あり。喩へば鋼鐵片を以て再三磁石の面を摩擦せば。鋼鐵直に磁石の有せる性を奪ひて之を維持すべし。且よく他の鐵を吸引し。又自ら南北の方位を指すべし。此磁石力を得たる鐵を名づけて人造磁石と唱へ。自然に其性を備ふるものを天造磁石と稱す。磁石は鐵の形體如何を問はず盡く之を吸引すれども。鍊鐵にあらざれば其性を通ぜしむると能はず」とあるを以て。其性質作用に於ては明かなるべし。磁石盤は圓形に造りて其周圍に方位を記し。中央に立ちたる針の上に人造磁石針を備へ。旋轉せしむる樣に仕掛て測量上の具となす。本邦に於ては周天百二十に分ち十二支に配す。西洋製なるは四方四隅の間を更に細く分ちて三十二方とす本邦の磁石器は大概支那より舶來せしものなるべし。

ジシヤブギヤウ 寺社奉行は。德川幕府の時。社寺に係る一般の諸務を管理する樞要の任とす。其支配向を役人班列書に云。寺院。社家。寺社奉行吟味物調

役。神道方。紅葉山役人。同所火之番。竝樂人。又柳營秘鑑に云。云々。連歌師。碁將棊所と見ゆ。徳川禁令考の按に。柳營秘鑑に。寺社奉行は近來持來之四品に而も被仰付とあり。官中秘策には寺社奉行四人御奏者番相兼とあり。累代武鑑に據る所は寛永十二年十二月始て奏者番より一人此職に任す。按に大抵諸番頭。奏者番。或は側衆。詰衆。伏見奉行等より來るを例とす。而して是より老中。所司代。若年寄へ進む。其雲龍は一轍ならさるも。皆顯職ならさるはなし。然れとも此に居ては寺社の重權を秉り。常に芙蓉の間へ參班して町奉行。勘定奉行と竝び立て刑政を施行し。仍て盤根苦節を實踐し。以て他日の重器を修達諳練の區とす。」とあり。享保十乙巳年十月役員の制限心得方を達せらる。其定目に云。就御役儀先達て被差出候書付之通向後は評席内座之席共有來座敷を用ひ新規に如評定所裁許場被建之儀無用に候類燒にて家作仕候共被建候座敷を評席に可被相用候且又別席總席等も別段に被建不及有來座敷之内を屏風等を以其席を隔候樣可有作略候事〇寺社役人を初御役儀に付候家來も此度被書出候人數より多く被申付儀は雖大身無用に候有來人を被用新規被抱候儀は可爲無用候事 〇前々は御用 無之刻は詰番之外登城不被致候處近來御用之有無に無構日々登城之樣に成來候向後は詰番壹人之外は御用無之候はゝ不及登城候事〇一座之面々へ無用の音物又者同役之竝より違ひ候音物等被致類も有之由相聞候个樣之儀は以來可爲無用事 〇近來者御勘定吟味役を被相招しらへ等爲致被申由地方へ付候儀者左樣にも可有之候得共公事訴訟裁判之儀談合可有之筋に無之間同役中相談難决事は於評定所一座之奉行中相談可有之事に候地方へ付候儀も評定所にて談判有之可事濟事に候宅へ吟味役等被相招に及申間敷儀に候事〇御役儀に付無用之物入無之樣申合後々之跡役へも申次候樣に可被申合候(大成令)。右の六條は評定所諸官へ警告するもの也。 其中第二。第五の款は寺社奉行の勤向を云へる條あるを以て茲に掲ぐ。また寛政二庚戌年二月。冗務節減の達あり。云。寺社奉行御役追々無益之手數掛り。物每繁多に相成候哉に候。以前者月番とても左樣に事多に者無之趣之處。近來者晝夜繁多之趣に候。御用向近來格別相增候而已にも有之間敷。取扱方手重に相成候故之儀に候はゝ。前より之儀一々糺候にも不及儀に候。尤先例を相糺。御改正之儀可申上者。左も可有之事に候得共。是とてもあまり細密に過。却而煩多に相成。聊之儀も先例之異同に拘り候樣なる仕癖に候。 右等之儀は斟酌致し可被取計候。其外聊之事も御役之規格之樣に相成。內寄合等之儀も無用之手續も可有之哉。且帳面類も無用之儀迄も留候儀に相成候儀も可有之候。いつれにも是迄よりは過半手透に相成候程に。簡易之儀可被申合候。進達伺等之書付も。可成丈者手數不掛樣に被談可被相伺候。且又每々相達し候儀に候得共。御役に附候入用も多分之由。右等は格別被省候樣可被致候。」また寛政三辛亥年二月。寺社留役及寺社役人の儀に付達に。寺社奉行支配留役之儀。以來增人之儀者難成候。先人數四人と定銘々家來寺社役壹人宛相增四人宛にて留役打交爲驅御用向簡易に相成候樣可被心掛候右寺社役之儀も追而人數減候儀者勝手次第に可被致候留役之儀者追而者人數被減候儀も可有之候間可被得其意候(御觸書)。然るに文久壬戌年八月。二十三日寺社奉行兼勤の例を廢せらる。御書付留に。今度御改革御奏者之御役被廢止寺社奉行は本役に被仰付候間可被得其意候事。」右徳川幕府の社寺を管理する大概を知るべし。明治維新に當り教部卿を置きたりしも。今は內務省社寺局。宗務局に於て宗教行政を監督す。

ジシユ　自首

自首とは。自訴に同し すべて惡事を悔悟し。若しくは人の告發せむことを恐れて。事の未た發覺せざるに先ち。自から其事犯を官に陳告するを自首といふ。又自首者の本罪に減等を與ふるは。其犯狀の輕重に依りて各差ありとす。今左に其律條の大概を示すべし。法曹至要抄に云。名例律云。犯レ罪未レ發而自首者原二其罪一〇又云。輕罪雖レ發因首二重罪一者免二其重罪一」按レ之假有三盜レ牛事發自二首鑄レ錢。鑄レ錢罪得レ原。盜レ牛之犯仍坐之類也〇又云因レ問二所レ劾之事一而別言二餘罪一者亦如レ之。」按レ之假令犯レ罪事發被二推鞫一之時。更言二餘罪一亦得レ免二其餘罪一之類〇又云遣レ人代首 若於レ法得二相容隱一者爲首。及相告言。各聽如二罪人身自首法一」按レ之假令甲犯レ罪遣レ乙代首。不レ限二親疎一可レ原レ之。同律云。同居若三等以上親等爲二相隱之親一。家人奴婢爲レ主隱者也。此等親爲首竝告言亦可レ原。又謀反大逆及謀叛之上レ道大逆未レ行之類。二等親捕送二官司一亦同。大明律。作二謀反逆叛未レ行若親屬首告一〇又不二自首一事。名例律自首條云。於レ人損傷即事發逃亡。若私越二度關一及奸竝私習二天文一者。竝不レ在二自首之例一。疏云謂犯レ罪之人。聞下有二代首爲首一及得二相容隱一者告言上。於レ法雖二復令一レ原追レ身不レ赴不レ得レ免レ罪。謂止坐二不レ赴者身一。首告之人及餘應二緣坐一者仍依二首法一」按レ之令レ不レ原之類也〇又云自首不レ實及不レ盡之罪者。以二不實不盡之罪一罪レ之。至レ死者聽レ減二一等一」按レ之假令强盜得レ財之人首云。竊盜得二財若干一也。雖二財首盡一仍以二强盜不レ得レ財科罪之類一。是不實不盡之罪也。又假令强二盜三十端一首二十五端一。餘有二十五端一本倚合二死刑一。以レ有二其悔心一之故減二死一等一可二遠流一之類〇又云。知二人欲

レ告及亡叛一而自首者。減二罪二等一坐レ之。卽亡叛者雖レ不二自首一。能還二歸本所一者亦同。又云二四等一云二五等一親爲首罪減二三等一　○又云受レ財枉レ法不レ枉レ法受レ所二監臨一。及坐レ贓之類悔レ過還レ主者。減二本罪三等一坐レ之。」按レ之首告之時與レ減類也。

德川幕府の時自首者は罪等を輕減する制あり。卽【欠込者】一右御大法屋敷四五町程の間にて人を討跡より人を付られ候歟。又は追かけられ危か。立退方無之節無是非欠込候を欠込者と申候。簡樣の族は進退極り候間圍申儀本意。」一屋敷拾五町先にて人を討何れの方えも立退安き首尾有之所欠込候は欠込者とは被申間敷候。左樣の族は樣子得と申聞屋敷退候樣可致事」。一都て欠込者門外にて兎角不申早速門內へ入樣子可相尋候事」。一人を討欠込候節衣類大小にのり付不申候はゝ刀脇差火にてあぶり見可申候。必油浮き申候。是にて人を討候儀無紛知候事」。一刀脇指も不指納許さし候て欠迄者は欠込者の沙汰に不及候狼藉者に可爲沙汰候事」。一萬一欠込者か召仕被下候樣申候へ共必家來に致間敷候。武家諸法度に本主の障り有之者不可召抱と有之候上者御條目に相背候事。」尙其他は加減罪の條に出せり。

明治維新。新律を發布す。其自首輕減法は至要抄に類す。改定律例に見ゆる所は左の如し○犯罪自首條例。第五十九條。凡罪を犯し。人の官に陳告せむと欲するを知て自首する者は。本罪に一等を減する律を改め減二等に從ひ。官の捕獲せむと欲するを聞て自首する者は。本罪に一等を減す　○第六十條。凡罪を犯し事已に告發を經ると雖も。本犯未た知らす及ひ官罪犯の名を知らすして自首する者は。仍ほ未發自首と同く並に罪を免す○第六十一條。凡越獄逃走して自首する者は止た加等す可き罪を減して。本罪は減するを聽さす○第六十二條。凡贓罪を犯し人の告んと欲するを知て自首し。贓徵す可らさる者も。例に照して本罪に二等を減す。○第六十三條。凡首免を與へさる罪を犯し自首する者は。因る所の原罪を免し止た首免を與へさるの本罪を科す。假令は强竊盜を犯し因て人を殺傷する者は。其强竊盜は首免を與ふと雖も。殺傷は謀故鬪過失の各法を盡すの類○第六十四條。凡罪を犯し自首する者。假令は竊盜贓百圓。五十圓は仍現在し。五十圓は已に費用して追徵すると能はされは。五十圓の贓に二等を減して罪を科す。其餘の贓罪も亦之に準す○第六十五條。凡人を罪に誣告して自首する者は。已斷未斷を分ち。未た受斷を經されば仍ほ首免を聽し。已に受斷を經るは誣告の本罪を科す○第六十六條。凡罪を首し減免を經るの後。再ひ同罪を犯す者は減免するとを聽さす。若し前後犯罪各別なる者は此限に在らす○第六十七條。凡華士族罪を犯し自首する者。破廉恥甚に係ると雖も。本條自首を聽す可き者は一體に罪を免し。除族するの限に在らす　○第六十八條。凡華士族罪を犯し。人の告んと欲するとを知て自首する者。本條自首を聽す可き者は。罪減等せすして閏刑に處し。破廉恥甚を以て論せす○第六十九條。凡【知人欲告而首】と稱するは。名を指て官に告け事已に發せんと欲するとを知て自首する者を謂ふ。眞に罪を悔る心なく。事發し罪を畏るゝに因り首出す。故に本罪に二等を減す。【聞捕而首】と稱するは。官司人を差し已に捕獲せんと欲するとを偵知して自首する者を謂ふ。事機緊急已むことを得さるに出て悔懼の心尤も薄し。故に本罪に一等を減す。【越獄而首】と稱するは。已に囚禁せられて越獄逃走し自首する者を謂ふ。止た越獄の加等す可き罪を免して。本罪は減するとを聽さす。」又十三年發布の刑法に罪を犯し事未た發覺せさる前に於て官に自首したる者は。本刑に一等を減す。但謀殺故殺に係る者は自首減輕の限に在らす。財産に對する罪を犯したる者。自首して其贓物を還給し。損害を賠償したる時は。自首減等の外仍ほ本刑に二等を減す。其全部を還償せすと雖も。半數以上を還償したる時は一等を減す。財産に對する罪を犯し被害者に首服したる者は官に自首すると同しく減等せり。

ジジユウ　侍從は。天子の供奉をなす官にて。今の宮中顧問官の如く、大納言。中納言。參議など兼官す。唐名拾遺。補闕など云ふ。中務省に被管すれども。獨歩にして長官。下官の監督を受けず(中務省參看)。二位。三位。四位を相當とす。又次侍從。出居侍從と云ふあり。四位以下の官也。江家次第に云。凡次侍從者。有二殿上侍從一。以二四位一爲レ之。旬相撲時。出居侍從昇。是也。醫師。陰陽師在二此中一。上古以レ預二節會一爲二大望一。多依レ給二祿綿一也。而近代三百兩代絹一匹。仍無レ望レ預二節會一人一。裏書曰。次侍從百人。此中正八人。次九十二人。侍從四位。五位之中以下有二年勞一者上。補二任之一。神祇官、伯。大少副祭主)。辨官(中少辨)。諸司長官(內膳正。諸陵頭。齋院長官)。次官(八省。大少輔。內藏助)。外衞佐(馬助)。諸道博士。大夫。外記。內記。畿內國司(美濃守在之)。散位翟等皆補之とあり。」德川氏の頃にも。諸侯中四位の者は少將又は侍從に任ぜたり。明治以後猶侍從長。侍從の官あれど。其の員少し。

シシヨ　四書は。大學。論語。孟子。中庸。(自二朱子一而有二四書號一)と。和漢名數に見えたり。

シジラ　志々良。(ノシメを見よ)

シセイ　市制。(シチヤウソンセイ。エド。オホサカ。ナガサキを見よ)

シセイノコ　私生の子とは。正當の婚姻によらすして出生し父の知れさる子をいふ。其子の養育は法律上凡て產母の引受となり。往昔はてゝなしごと稱へて同じく母に屬せり。法曹至要抄云。奴婢合レ所レ生子可レ從レ母事○捕亡令云。兩家奴婢俱逃亡合生二男女一竝從レ母。義解云。謂官私奴婢與二官戶家人一合生二男女一亦同。」按レ之於二奴婢一者律比二畜產一。仍所レ生之子皆可レ從レ母也」とあり。近古まで田舍には奴婢の合して產める子を庭子と號して。譜代の家僕とし。生涯の進退を主人のまゝにす。これはまた古法なり。同書に。家人所レ生子孫相承可レ爲二家人一事。」戶令云。家人所レ生子孫。相承爲二家人一。皆任二本主驅使一。唯不レ得二盡レ頭驅使及賣買一。」按レ之至二于累代賤隷之類一。子孫承而可レ傳。但臨時追從之徒。苗裔繼而無レ仕矣」と見えたり。明治革新後種々の制度規律を定められて所謂私生の子も獨立の權利を有つに至れり。明治六年一月十八日第二十一號の布告に。妻妾に非さる婦女にして分娩する兒子は一切私生を以て論し。其婦女の引受たるへき事。但男子より己れの子と見留め候上は。婦女住所の戶長に請て免許を得候者は。其子其男子を父とするを可得事」と達せられたり。然るに其後妾の名義を廢して普通傭人と同じく。若し傭主の胤を姙めは分娩後私生の子を以て屆け。然る後男子より己れの子たる旨を屆けて、其族籍に編入する事となれり。去れば公認夫婦の外產む所の子は何れも私生の子といふ。今日は民法に於て正當婚姻によらさる子にして父の認知したるものは庶子とし。認知なきものを私生子となし。相續の順位は庶子につぐ。

シゾク　士族の稱は。明治革新以來。明治政府に於て定めたる族稱なり。明治二年十二月二日の布告に。先般各藩大義名分の素壞を正し。海外諸國の形勢を察し。以て其封土を奉還す。依て大に公論衆議を被爲盡。府藩縣一途之政令に歸し天下と共に綱紀を更張被遊度御主意に付。更に知藩事に被任。隨て家祿之制被爲定。藩々に於ても維新之御政體に基き追々改正可致。就ては中下大夫士以下の稱被廢都て士族及卒と稱し。祿制被相定候。爾後各其地方官に於て可爲貫屬旨被仰出候條篤と御主意を奉體し。銘々分を守り。其の職を可盡候事。但知行所一同上地被仰付。總て廩米を以賜候事○大夫士以下之面々今般家祿御定相成候に付而者其家來共三代以上相恩之者は相應の御扶助可被下候間。姓名竝從前之祿扶持米等取調早々可申出事。但舊主に於て扶持致し候儀は可爲勝手事。規則。祿制を二十一等に分ち士族は十八等に仕候事。但士族の元高十三石に滿たす。卒の元高八石に滿さる者は是迄通之事○元祿は現今被宛行候高を以て定候事○舊來同心之輩は卒と可稱事○祿制は總て現石高を可稱事○祿制當年は是迄之通來春より可減事○祿は都而廩米にて賜候間其觸頭にて取糺し大藏省へ可申出事(祿制畧)。同三年三月二十九日。軍曹の稱を廢して士族とし東京府の貫屬とす。」同年十一月舊官人を士族卒とし。同四年五月十五日儒醫にして學術ある者を一代士籍に加へられしが同十二月十二日の達を以て此條を取消さる。」同五年正月二十九日の布告に各府縣貫屬の內從前番代の節抱替等の稱を以て其倅等へ祿高を給與し。自然世襲の姿に相成居候分は自今士族に可被仰付候條。調書を以て大藏省へ可伺出。尤家祿の儀は從前の通可相心得事。但新規一代限抱の輩は平民に復籍せしめ。給祿は是迄の通可遣事。」此に於て卒の稱を廢せり。また舊來鄕士と稱し由緖ある者は同五年二月十四日の布告を以て士族に列せらる。」同六年十二月四日區戶長及士族等平常身分取扱は一般人民と同じくすべき旨を達せらる。」同七年七月十日自今華士族分家の者は平民籍に編入すべき旨を達せられ。家祿を分配する事を止めらる。」同十年四月四日士族營業上屆出の制を廢せらる　また士族刑律に觸る事あれば除族の上罰せられて平民籍に貶せられ。平民とは取扱上區別を立られしが。刑法。治罪法發布以來別に士族の名義を問はず。平民と同等の國法に處せらるゝに至れり。

シダ　歯朶。(ウラジロを見よ)

シダイ　四大　佛家の說に。萬物の創造は總て地水火風の四大より成り。人間の如きも。骨は土より成り。血は水より成り。其體溫あるは火にして。其呼吸するは風なりとし。其死滅に歸するも等しく。或は煙となり灰となり。水と流るゝが如く元の四大に還ると說くなり。

シダイジ　四大寺とは。東大寺(聖武帝創造。八宗兼學)。興福寺(淡海公創立。法相)。延曆寺(桓武帝創立。天台)。園城寺(天武帝創立。天台)の四とす。

シタウヅ　襪。(タビを見よ)

シタガサ子　下襲は。束帶の時袍(ウヘノキヌ)の下着にて。小袖の上に着る服也。裾は下襲のすそ也。裝束圖式に。下襲近來上下別に切て用ゆ。下襲の下と稱す。裾の事也。上下つゞきたるは事の煩ある故也。近代は一向上を畧し裾計を用る也。故に裾は下襲と替事なし。冬は表綾白粉張にして。やう貝にて瑩也。裏は蘇芳の濃打。是號二蘇芳打下重一。近代は附子金にて染レ之。非色の人は表白平絹裏平絹の黑き也。夏の下襲は縠(カチ)蘇芳打紋あり。非色の人は無文の縠或平絹。色は二藍也。凡下襲は其樣品々也。打下重。張下襲。染下重等有。打下襲は表裏引へき。面白瑩也。打

下襲の内又品々有。蘇芳とは面白。裏濃打也。躑躅打と云も同色。是は平絹にして非色の人用る也。櫻打は面白。裏蒲萄染也。梅は裏蘇芳。柳は面青鳥子裏蘇芳打。何れも面は白瑩也。蒲萄染は面蘇芳裏花田。山吹は面薄朽葉。白重は表裏白瑩の平絹也。張下重は面裏共に張レ之事也。此内にも樣々有。蘇芳。櫻。柳。樺櫻。躑躅。梅。白重。紅梅等也。綾或唐綾又は平絹を用。染下襲は織物浮文竪文は任レ意。唐織唐綾。顯文紗。練貫等染レ之用也。夏の下重は蘇芳。二藍。青朽葉。香色。瑠璃色等穀の生を用也。夏の染下重は生の織物或薄物綾等其紋不レ定。蘇芳。二藍。薄色。青朽葉。黃朽葉。萩の經青なと云は。經青く緯蘇芳裏は青也。桔梗色。赤色。萠黃。女郞花とは面緯青經黃。裏は青を云にや。又は裏を付さるもあり。卯花。盧橘。菖蒲。瞿麥なと品々有。公卿殿上人禁色を聽とゆりざるとの差別ありて着用候也。紋なとも家々の相傳に隨て被レ用儀也」と見えたり。倚裾の條と合せ見るべし。

シダム　師團（リクグムを見よ）

ジチセイ　自治制。（グム。ゲム。シチヤウソンセイを見よ）

シチセイグワ　七清華。本朝七清華は。花山院。西園寺。大炊御門。久我。轉法輪。德大寺。菊亭の七とす（和漢名數）。

シチセキ　七夕。七月七日を一の祝日となし。七夕と稱し。たなばた祭を修せしとは古き俗禮なり。公事根源に。乞巧奠先七日なれば。藏人御てうとをはらひ拭。夜に入て乞巧奠あり。御殿（淸涼殿也）の庭に。つくゑ四きやくをたてゝ。燈臺九本おく燈あり。机の上に色々の物すゑたり。箏のことことぢをたてゝこれをおく。つくゑの上火とりに。夜もすから空たき物あり。たらひに水を入て大そらの星をうつす。こと地に三の樣あり。つれは整しき調。半呂半律あきのしらへなり。是は秘事にて侍る故にしる人すくなし。觸穢のときも猶行はる。天平勝寶七年にはじまる。おほよそけふは牽牛。織女ふたつのほしのあひあふ夜也。烏鵲の天の川に來りて。つはさをのべ橋となして。織女をわたす云々。【乞巧】といふ事も。もろこしより事おこれり。七夕祭とも云なり。香華をそなへ供具をとゝのへて庭上にふみをおきて。さほのはしに五色の絲をかけて一事をいのるに。三年の內に必す叶といへり。このゆゑに乞巧と申也云々。按するに。七夕の式は。もと江家次第に出れと。今は公事根源を略抄す。此故事は前書に云る如く。支那の俗說より出てゝ。五雜俎。牛女之事。始二於齊諧記成武丁之妄言一。成二於博物志乘レ槎之浪說一。千載之下婦人女子傳爲二口實一可也。文人墨士乃習爲二常語一。使下二天上列宿一橫被中汚衊上。不二亦可レ怪之甚一耶といへるは可然（モツトモ）なることなり。されと禁裏にては御代々此御式ありて。一つの公事となり。近古までの記錄に見えたり。但し七月七日。公卿に宴を賜ひしことは。日本紀持統天皇五年の條に見えたれと。これは臨時の賜宴なるべし。德川幕府にては五節句の一として。當日は朝辰刻白帷子長上下にて參賀せしこと。三月上巳の禮のことし。依て武家一統此日を祝日となせり。且世上一般七夕祭をなす。昔は六日に市中穀の葉を賣る。これに詩歌を書て二星に供する也。近來は五色の紙を色紙短册となし。七夕の古歌を書き從の葉に結び付て高く屋上に揭く。或は投網の形を紙にて剪り。菓物筆其他種々の形を造りて竹に懸く。されば手習ふ子等は數日前より七夕の詩歌を習ひ。或は硯机を洗ひなとして。各手跡の上達せむことを二星に祈るの意を表せり（タナバタ參看）。

シチフクジム　七福神は。寶船其の他に畫きて目出度き圖とする七個の神仙なり。曰く。壽老人。曰く大黑天。曰く福祿壽。曰く惠比須。曰く辨財天。曰く毘沙門天。曰く布袋和尙。是なり。三養雜記に曰く。狩野松榮の畫きたるより古きを見ずと。德川家康嘗て天海僧正に。國を富し家を榮えしむるの方を問ふ。天海答へて曰く。仁王護國經を讀誦し。善く其の意を行はゝ。七難即滅。七福即生。人民安樂。帝王歡喜せんと。家康曰く。七福とは何ぞ。曰く。壽命。有福。人望。淸廉。愛敬。威光。大量の七福なりと。之を畫に描きて示す。家康之を嘉し。狩野某をして之を圖せしむと。寶舟（參看）に畫くは後世の事なり。扨其の七德を有形の神仙に比したるに付き。大內靑巒の著七福神に云く。【壽老人】は壽命を司る南極壽星にして。杖頭の一卷は人の壽命を記したる簿册なり。玄鹿は千年の鹿を蒼鹿と云ひ。蒼鹿五百年を經て。玄鹿となるなり。其の肉を食へは二千年の壽を得へしと云ふ。或ひは云く。壽老人は哲學者老子を謂ふなりと。【大黑天】は或は大國主神なりとなす。何れか是なるを知らず。蓋し傳敎大師が兩部を習合して。兩神を一體となしたるに因るなり。天竺の天部神に摩訶伽羅あり。大黑と譯す。大黑天神經に云く。爾時。如來大衆に告て言さく。今此の會中に大菩薩あり。名けて大福德圓滿自在菩薩と云ふ。此の菩薩往昔正覺を成して大摩尼珠王如來と號す。今自在業力を以ての故に。娑婆世界に來り。大黑天神と顯はれ。一切貧窮無福の衆生の爲に大福德を與へんか爲に。今優婆塞の形を現す」と云へり。天竺にては其の像を彫みて厨に祭る。其の像。金の槌と囊を持ち。小牀に坐して一脚を垂る。常に油を以て之を拭ふか故に。其の色黑しと云へり。傳敎大師始めて叡山を開く時。同山の地主の神即ち大國主神（日吉山王）を祈

ろに。日吉神乃ち妙形な米苞の上に現じたり。其の形太だ黑くして。全體圓らかに。金の鎚を持ち。寶囊を荷へり。是れ佛經の大黑天と異なるなきを以て。之を彫で大黑天神經を誦せりと云へり。是兩神の合併せし始なり。按するに大國主尊にも。八十神の爲めに囊を負ひし傳あり。尊の難を鼠に助けられし傳あり。出雲國の人は耳大なるの事實あり。其の帽を被り。夷服を着し。槌を持ち。色黑く。丈低きものは天竺の像を採りしものなるべく。大根を讀くは蕪菁を株と通はして祝するなるべし。【福祿壽】は人望を表す。壽老人と同星なりと云へり。風俗記に云く。宋の元祐年間京に一老人あり。長さ三尺。頭と體と相均し。目秀で。髯多く。卜筮を事とす。錢あれは酒を沽ふて醉ひ。頭を敲いて曰く。吾は人の壽を増すの聖なりと。帝之を聞て召し其の歳を問ふ。老人曰く。臣は南方より來る。頗る酒を好む。幸に酒を賜はるを得て申す所あらんと。乃ち酒を賜はるの後答へて曰く。臣數々黃河の清めるを觀たりと。黃河は常に濁るものにて。千年に一たび淸むと云へれば。其の齡の高きを測る可らず。已にして消えて之く所を知らず。人以爲らく是天の壽星ならんと。乃ち其の像を圖せしむ。即ち福祿壽なりと。（福祿壽の如き頭を外法(ゲハフ)がしらと云ふ。大津繪の唄に外法の階子ずりとあり。外法とは邪道也、外法を行ふ者頭の大なる人の髑骨を得て。是の德によりて神を降すと云ふ。カンナギの部に見ゆ）。【惠比須】は淸廉を表す。事代主尊の像なり。一說に蛭子尊なりと云へど。蛭をエビと讀みたる誤ならん。攝津西宮の緣起に。蛭兒は生れて脚起さるを以て。天磐樟船に載せて流棄せられたるが。西宮に流れ寄りたるにより祭りたりと云ひ。同宮の蛭兒は聾ゆゑ。之を拜するに口にて願事を述べず。祠の背の板を槌にて敲きて願事を述ぶる例なり。正史に聾なる事を載せず考ふべし。又惠比須三郎と云ふは。日神。月神の次ぎに生れたればなるべし。また一說には惠比須は彥火々出見尊なりと云ふ。其は兄火闌降尊とその幸を換へて海に釣せしが鉤を失ひて。鹽土翁に教へられて。海津見神のところに至り。赤目魚即はち鯛より鉤を得て歸れる事歷あるに依るへけれども。釣を好み給ひし傳もなく。商業を守り給ふべき傳もなければ。事代主尊が父大國主尊とともに國土を鎮め。釣を好みし傳あると。大義名分を解して天孫に國土を獻ぜし淸廉の德とを考ふるに。事代主尊なること當れるがごとし。聖德太子が推古天皇の九年三月に。國家人民の爲めに市場を設けて賣買を勸められしとき。此の神を祀りしにても知るべし。十月に此の神を祀るも聖德太子に始じまりたりと。理齋隨筆に見えたり。惠比須は笑すにて。笑み喜ぶの意なりと云へれど。猶ほ考ふべし。

【辨財天】は愛敬を表すと云へり。略して辨天と云ふ。本名は能與總持大智慧集大辨財天と云ふ。最勝王經には之を閻浮の長姊とし。或は山巖深險の處にあり。或は坎窟及び河道にあり。或は大樹諸叢林にありと。唐の不空三藏の譯せる佛說最勝護國宇賀耶頓得如意寶珠陀羅尼經に云く。一の神王あり。名けて宇賀神將と云。無量劫より以來。大悲大慈を修習して。一切衆生の爲に大良福田となる。其形は天女の如く。頂上に寶冠あり、冠中に白蛇あり。其蛇の面老人の如く眉白し。又此の神玉身白蛇の如く白玉の如しとある。此の宇賀神將即ち辨財天にして、西方淨土にありて無量壽佛と號し。娑婆世界に在ては如意輪觀世音と稱し。日輪の中に居しては四州の闇を照し。枕枳尼末形を現はして福壽を衆生に施し。大聖天の身を現じては二世の障難を禳はしむ。愛染明王の形を以てしては。一切衆生の爲に愛福を授けて。終に無上菩提に至らしむなど。同經文にあれば。如意輪觀音。宇賀神。豐川枕枳尼天。（竹生島辨天に狐の出でたるも此の緣由なるべし）。愛染明王。大聖天など皆同じ神なりと見えたり。然るに其の像は往々吉祥天女と相誤り相混じたる者ありと云へり。【毘沙門天】は威光を表す。支那に之を多聞天と譯す。福德の名四方に聞ゆるを以て多聞と號すと云へり。陀羅尼集に云く。父の名は婆難陀。母の名は密闍廬と云ひ。身に金甲を被り。左手に寶塔を捧げ。右手に如意寶珠を取り。足には藍婆。毘藍婆の二鬼を踏めり。金甲は惡魔の軍を除かんか爲め。寶塔は八萬四千の法藏。十二部經の文義を具し。寶珠は無量の財貨を出して衆生に與ふ。簠簋內傳に云く。毘沙門天は三界に餘るの寶を持ち。善根の人に與へ名利の人に與へす。然るに世には善人少くして之を與ふべきの人なきに苦み。日每に餘りあるの寶を燒棄つること須彌の高さの三倍に至ると。毘沙門天は須彌の北方を。持國天は東方を。增長天は南方を。廣目天は西方を領す。之を須彌山の四天王と云ふ。聖德太子物部守屋を討つ時。四天王の像を頭髮に結び籠め。祈りて曰く。我若し勝たば四天王寺を建立すべしと。戰勝つの後建つる所の寺は。大阪の四天王寺なり。寺中に敬田。悲田。施藥。療病の四院を設け。貧者病者を救ふ。是我か國慈善事業の始めなり。【布袋和尙】大量を表す。景德傳燈錄に云く。布袋和尙は明州奉化縣の人。名は契此。長汀子と號す。額廣く腹大く。常に杖を以て一布袋を荷ひ。物を惠まるゝあれば。此の袋中に納る。人稱して布袋和尙と云ふ。常に小兒と戲れ。人嘲けるも怒らす。罵るも意とせす。悠悠として微笑す。貞明三年三月。岳林寺の東方磐石の上に座禪して逝けり。梁の大祖諡して定應大師と云ふ。世人以爲らく是彌勒の化身なりと。」以上七神仙之を七

福神と云ふ。大内青巒の著七福神を引て記す所なり。三溪云く。七福神に附屬物と縁日と紋所の一定せるものあり。【七福神の附屬物】壽老人には卷物と玄鹿之に屬し。大黑には打出の小槌と蕪菜と白鼠屬し。甲子の日を以て此の神の縁日とす。大國主尊父素盞嗚尊に室に投せられし時。鼠來りて其の縛りたる繩を喰ひ切りたる故事あるに因るか(甲子の日。燈心を賣ることトウシンの部にあり)。日吉神社。琴平神社。神田明神皆同じ神を祀れるなり。福祿壽には卷物と白鶴を屬す。惠比須には釣竿と鯛を屬す。一月と十月の惠比須講に之を祭る(エビスカウ參看)。辨天には琵琶と龍を屬す。白蛇が轉じて蒼龍を畵くヿになりたるなるべし。然れども縁日は巳の日なり。巳成金の護符は。己巳の暦中段「なる」に相當の日に出す。毘沙門天は寶塔と鋒を持すれど。何故にか百足を神使とせり。亥の日を縁日とす。眞鍮製の小判に百足を印したる護符を發行す。此の百足小判を藏する時は。財貨を得と云ひ傳へたり。布袋は杖と布袋の外。小兒十八人と軍配扇とを屬す。右殊に縁日を記さゞる者は別に月々の縁日とてはなけれども。毎年正月元日を以て。江戸にては七福詣と名づけて。七所の社寺を巡拜するヿあり。辨財天(上野不忍)。毘沙門天(谷中天王寺)。壽老人(初音町長安寺)。大黑天(日暮里經王寺)。布袋尊(日暮里修性院)。惠比須(日暮里青雲寺)。福祿壽(田畑村東覺寺)とす。又向島七福神は惠比須。大黑(三圍社内)。福祿壽(花屋敷)。辨財天(長命寺)。壽老人(白髭明神)。毘沙門天(多門寺)。布袋(弘福寺)なり。【惠比須と辨天の紋所】惠比須には三ッ柏を畵けり。魚族を漁りて皇室の大膳に供するは膳夫(カシハデ)の職なれば。其の縁故にて紋とせしなるべし。辨天には浪の中に三ッ鱗を畵けり。是は北條時政江の島の辨天に籠りて。家門の榮達を祈りし時。龍の鱗三片を落して時政に與ふるありと夢み。之を以て北條氏の紋とせしより。世人辨天にも此の紋を付けしなるべし。

シチヤ　質屋。古來より質を以て金錢を流通せし事はあれど。別項に出せる如く皆田圃を以て質地とせり。【足利氏時代】より物品を以て質となし。錢財を貸借することありしと見ゆ。永享五年幕府の令に。凡そ質物を取り置くヿは今後預りと爲し(絹布は十二月。武具は二十四月)。本錢の外半分を以て之を償ふべし。若し私力なきに倉預りを爲す者は罪科に處せん。若し脫走せば其閭里爲に辨償すべし(建武以來式目追加)。同十二年質屋流物の制を定め。長祿三年利子の制を立つ。質物利子の事。絹布類。繪讃物。書籍屬。樂器。具足。家具並雜具以下五文たるへく。盆香合。茶椀物。花瓶。香爐。金具等並米穀類六文たるへし(建武以來式目追加)。永正十七年に絹布雜具に至る迄を典じたる外十二箇月とし。盆香合米穀類迄を二十箇月とす。服類は二十四箇月。米穀類は七箇月との期限を定め。違背人は罪科に處するの令あり。此時代前後に德政と稱して貸借上に期限の令を布き。其期を過ぐれば貸主に損害を蒙らしむる事儘あり。故に浮浪の徒其期に望んで質物を强奪する惡弊を生せり。此に於て政府此輩の取締の令を發せり。室町殿日記に。天文六年三月德政を行ふ其令左の如し。「借錢借米の事○武具の類二十四箇月○絹布の類十三箇月○佛具繪讃の物家器の類十二箇月○家質は沽劵となし證文正くあるとも利辨を加るに於ては借財同斷たるへし。」右五箇條本銀の十分の一を以て白晝にとるへし。若し違犯の族あらは曲事たるへし○同年又制を定めて曰く。今般德政を行ひしに。各村に匿在する浮浪の輩。質屋へ押込み資財を奪ひ取るものありと聞く。向後其近傍の者豫め示合せをなすへし。士に於ては本人の望を遂けしめ。平人にては當座の褒賞として料足二百文を賜ふへし。右の高札は洛中を始め各村殘らす之を立つへし○十三年十一月十一日令して曰く。近年洛中洛外疲弊甚しきにより左の條を定む○利倍の爲に米錢を借る者。利足四割五分にては餘り高利なるにより。質物を入るヿ二割質にあらさるは三割に貸すへし○利足下げにより向後貸米を止むる者あらは訴へ出へし。」以上質物の制度は。凡て足利氏の時行はれ。後織田。豐臣氏を經て【德川氏】に至り種々の制規を創立す。寬政修正の百箇條を設けて行政の標目とせり。其條中に云。質物出入取調之事○八箇月内に質物請戻可申付。八箇月過候はゝ流に可申付。但置主へ質屋相對にて差置候はゝ不及沙汰○利足相濟候質物賣拂候由申候はゞ質物爲取戻過料可申付。但賣先不相知候はゝ元金一倍の積を以代金爲相戻其上過料可申付候○壹人兩判之質物取置吟味に可成品と承り。質物取返預金證文に直し質帳不埒に致候質屋家財取上江戸拂」とあり。以來昌平日久く世況繁華に赴き質商も次第に增加せり。去れば其の取締にも細則を設けざるを得ず。寶永三戌年質物之儀に付町觸○町中質屋共質物取候節置主證人兩人罷越候はゝ質物可取之候。壹人にて印判二つ致持參。置主證人之名申候とも質取申間敷候事○吳服屋商賣物と相見紙付之小袖之表帷子並端物之類數多持來。質物に可差置旨申族有之候はゝ。先ゝ能ゝ遂吟味。其上置主證人慥に候はゝ可取之候。奉公人右之通之品數多持來候はゝ其屋敷へ參。主人又は役人へ申斷承屆候上可取之候。但右之趣古着商賣之もの共も可爲同前事○質物古着共に不相應成物にて其品怪敷相見候はゝ彌遂吟味品により其ものを留置番所え可訴出事。」右之趣先達て申渡候得共頃日猥に質

シチヤ

物取之。又者古着買候もの有之不屆候向後書付之趣相守質物古着念入可致取引候。若盗物質物取之或買取候もの有之候はゝ。吟味之上雜物取上之主へ相渡代金は損に爲致其上品により過怠可申付候間。右之趣質屋古着屋共に急度可相守者也。」享保七年質屋仲間連判帳寫（老樗菴藏）とて一話一言に。質物取候節置主請人住所見屆兩判取。質物取可申候。自今以後相違仕間敷候事○每月寄合仲間相互に判形吟味仕紛失物品廻相廻り候節仲間中別て入念吟味可仕候少も油斷有間敷候事○從前ゝ新規に仲間入致候節は爲仲間弘め振廻等竝に料紙代金子三百疋差出し候處に。中與は猥に罷成。定置候品相敗不屆に付此度仲間中相談之上にて相極。前ゝ致來候弘め振廻向後相止。自今爲料紙代金子三百疋可被差出候。仲間中相談にて急度相究め候上は少も違背有間敷候。依之仲間金爲企壹人前より金百疋宛差出都合壹兩也勿論壹分に付壹ヶ月に利足八文宛相加元利共に仲間帳面に相添次々之月行事へ無相違急度可申候事。右之通仲間申合せ之上向後少も違背無之急度可被相心得候。爲後日連判證文仍て如件。」享保七壬寅年七月。井筒屋庄右衞門。伊勢屋三右衞門。伊勢屋勘七。行事伊勢屋善三郎」と見ゆ。翌卯年。紛失物吟味仕形之儀に付質屋への觸に。町中質屋古着屋拾人程宛組合右之内月行事壹人宛順番に定置。紛失物吟味之節當番之月行事竝其町之月行事立合。觸書を以組合之内相廻り帳面吟味可仕候。組合人數不足之所者隣町と組合名主共之内當番を相立。不吟味無之樣可申渡候。名主一支配之所は支配切に可仕候。質屋古着屋共帳面吟味之上其品於有之は早速奉行所へ可申出候。無之候はゝ右兩人之月行事其帳面に印形仕置き。其上名主共方に而帳面吟味可仕候。組合相廻候儀他町之無遠慮相改可申候。若及異議候者有之候はゝ奉行所へ召連可罷出候勿論名主も其趣可相心得候。右改方不吟味之筋相聞候はゝ其當番之月行事名主共に急度可申付候。但質屋古着屋共帳面質物又は買取候品模樣付等まて委細留置可申候。帳面之儀は紙數相改名主押切申付候間。此外紛數帳面拵申間敷候。且又吟味之節名主方に帳面長く留置不申改次第早速相返し商賣之障に不成樣可仕候○素人に而刀脇指其外質物取候もの共質屋名題出し置候もの者勿論。名題無之ものも質取候類は同然之筋に候間此度組合へ入可申候。若內內に而質物等取及出入候而も取上無之候。尤盗物等取置後日に相知候共急度可申付候事。但屋敷方へ出入仕候無據譯に而當分之金銀之替りに質物取置候類者。其品支配名主方へ相屆置紛失物有之節吟味を請可申候○小道具其外道具類商賣仕候もの共も向寄之組合を相立帳面等入念置紛失物尋有之節。右帳面を吟味可仕候。外

より買求又は賣拂候節も賣上證文取之可申事。但宿等も不存振賣に參候分者勿論總而紛數物一切買取申間敷候。尤組合之儀者質屋古着屋之通相心得月行事を相定吟味之仕形帳面押切等も同前可仕候○古かれ商人共も拾人程宛組日々賣買之品帳面に相記紛失物有之節。右帳面を以吟味可仕候。店賣之外振賣之分は此度札可相渡候間。無札之もの商賣堅仕間敷候。若無札之もの相見候はゝ仲間より召捕奉行所へ可召連候古金問屋共儀も無札之ものより一切買取申間敷候事。但組合之儀者質屋古着屋之通相心得月行事相定吟味之儀竝帳面押切等も是亦同前に可仕候○右組合相極候以後新規に商賣取付候ものは其向寄之組合へ入可申候事。右之通此度相極候間町中名主月行事右之趣相心得組合相定。自今紛失物尋有之節一組切念入吟味可仕候。若組合吟味未熟にいたし仕方等不宜儀有之候はゞ急度可申付候間此趣可相守者也○寶曆十一巳年七月。通用金銀竝古金銀質物に取引致す間敷旨觸書。江戶京大阪其外諸國共に當時通用之[illegible]金銀竝古金銀を其向ゝへ質物に入候もの有之由相聞候。右體之儀者金銀通用之差障に相成候儀に付。自今堅く停止之事候。向後若金銀を質物に取引致候者有之者吟味之上急度可申付候。右之通可被相觸候（撰要永久錄）○寛政十午年正月。盗賊手掛に付加役方組與力同心の者質屋共帳面改の儀に付町觸。加役方組與力同心盗賊手掛に付以來町ゝ名主方へ罷越。質屋帳面相調候儀有之節紛數儀無之ため。町奉行所之鑑札加役方へ渡。町ゝ名主共方へも右合鑑札壹枚宛相渡候間。加役組之もの名主方へ質屋帳面取寄爲改可申候。たとへ度度罷越見知候ものにても。其度ゝ鑑札引合候上質屋帳面爲改。無鑑札之者には決而爲改申間敷候。若無鑑札に而可改旨申候はゞ其旨相斷。承引不致候はゞ留置可訴出候。尤加役組改に參候度每之始末月番之番所へ可訴出候。尤名主宅へ質屋帳面取寄爲改質屋へ罷越改候儀者爲致間敷候。右之趣急度相守可申候。且名主替等の節者渡置候鑑札月番之番所へ持參可改請候○寛政十午年四月。質屋共諸器具取扱竝古衣類等賣買取締觸書。質屋共儀不埒之質取方致間敷旨先年より度ゝ相觸候處。近年等閑に相心得每度盗もの質に取。其上武士方看板物等或は合印等有之品迄も數多質に取。竝武具之類をも身分不相應之ものより得と出元も不相糺。猥に質に取候類有之不埒之至に候。以來武具之類其外格別手重成品竝合印有之看板物。奥印取之候上質物に取可申候且又合印無之看板物にても質置主身輕き奉公人體に候はゝ證人之奥印を取候て質に取可申候○古着屋古着買古鐵屋古鐵買共も前書の品ゝ者同樣之取計を以買取可申候。右之趣急度相守可申候。若相背不埒之質取方竝買取方致於

相顯者嚴重之咎可申付者也〇寛政十一未年正月。質屋竝古諸道具賣買の者取締方觸書(此觸書首文に前に揭る寛政十年四月の文を全錄す次に令文あり左記の如し)右之通去午年二月中申渡置候處。「右質屋之外古着屋古着買古道具屋小道具屋唐物屋古鐵屋古鐵買革羽織等之類質に取候はゝ。置主證人之印形は勿論。先〻へ罷越。武士方に候はゝ役人へ懸合承知之儀も。以來質屋同樣加役方組之者右鑑札を以改て罷越候筈に候間。其旨相心得鑑札引合せ爲改。諸事去年申渡候質屋取計同樣相心得可申候(御觸書)〇天保十三寅年五月。質屋古着屋古鐵買等紛敷品紛失物取扱方町觸。町中質屋古着屋古鐵買古道具屋小道具屋とも仲間組合令停止候旨相觸候上者。追〻同商賣之者出來候共。決て差障り申間敷候。向後新規右渡世相始候者竝是迄渡世致來候者。御紋有之品竝銀具類一切質に取買取申間敷候。萬一無據仔細有之者月番町奉行所へ訴出差圖を受可申候〇質屋古着屋古着買共質取買取候節。置主賣主共證人倶に罷越候而質に取買取不苦。壹人に而印判貳ッ持參致。置主賣主證人之名前申聞候共質に取候儀者いたす間敷。たとへ置主賣主證人一同罷越候共。其品多分に而身分不相應に有之歟。又者怪敷相見候分者先〻遂吟味。品に寄其者留置月番之町奉行所へ可訴出。若盜物等質に取買取候者有之に於ては。吟味之上右品取上代金損失爲致。品に寄咎可申付候〇小道具屋古道具屋古鐵買之儀も都て右質屋に准し。買取又者賣拂候節其品帳面に留置。賣上證文取置常〻帳面等入念。紛失物尋有之節右帳面を以吟味可致候。但質に取買取候品模樣付等迄委細留置。右帳面之儀者紙數相改。名主押切申付候間。右之外紛敷帳面拵申間敷候。且又紛失物吟味之節名主共一支配限遂穿鑿。其品有之に於て者。早速町奉行所へ可訴出。尤名主方へ帳面長く留置不申。改次第差戻。渡世之障不相成樣可致候〇質渡世不致者出入候武家方等より。無據譯にて金銀之替り當分質物に取置候類者。其品支配之名主へ相屆置。紛失物有之節吟味を請可申候。右之通申渡候間。町中名主共も其旨相心得。自今紛失物有之節。一支配限入念吟味可致。若未熟之致方相聞候に於ては渡世之者は勿論。名主共迄急度可申付候間此旨可相守もの也(撰要永久錄)。當時金錢融通の宜しからざるを以て。貸借の事盛に行はれ。高利を貪るものあり。政府破産者の多きを以て利子の制限を定めたり。然れどもその法却て惡弊を生するに至れり。貨幣史に云。「天保年中。貸借法改革の事情は。今尙ほ古老の知れるものあれは。其の言ふ所に據りこれを述ん。蓋し此法令は即ち本金二十五兩の貸借に毎月の利子金一分と定めたるなり。其法たるや。貸主多利を貪り。人民之がため大に困苦すといふにより。之れを救はんがために定めたるものなれは。其意は惡しからすと雖も。實地に其の法令の如く行はれたるにあらす。其故は此法令出でしとき。法に背き高利を取りたるもの嚴罰を受けたるにより。容易に金を貸すものなく。因て融通の道塞かり。故に證書面は貳拾五一にしても。其實は禮金なる利外の利若干を引かるるなり。已むことを得さるにあらされは還さゝる借主あり。之れに由て貸主は確實の抵當物を取るか。否らされは禮金を多く貪ほりたり。然らは則ち借主の約を守らさるもの多く。貸者之れを危むより。利子は益騰貴したるなり。故に隱便省勞の貸借は。其利子低下にてありとぞ。又利を本に結びこむといふこと流行したり。是れは譬へは本貳拾五兩。毎月の利子一分。即ち本貳拾五圓の利子毎月二十五錢の割合なれは。本百圓の利子は毎月壹圓。一年には拾貳圓。即ち本利合百拾貳圓なるを。一年を期とし還濟すへきに。期に至り還濟せされは。貸主より借主へ證書の書き替を乞ひ。而して此書き替へたる新證書面には。本を百拾貳圓とし毎月の利子壹圓拾貳錢を取り立るなり。是れ古令條に所謂。「廻利爲本」と其事同し。而して此書き替へに臨み。或は禮金若干を取り。或は其月までの利と其月よりの利とを二重に取りたり。故に法令に符するは。只證書面のみなるもの多しとぞ。之れに由て考ふれは天保の法令は民情を知らすして施したるものにて。殆んと徒法に屬したり。然れは尋常貸借の利子は畢竟限制す可らさるもの乎」と云はれたり。こは貸借上の事なれども現時質商の有樣を想像するに足るを以て茲に揭ぐ。」後慶應二寅十一月。江戶質屋仲間利增をなせり。其書付に。元祿度被仰出候質屋預物利足左之通。當十二月より金壹兩に付一ヶ月利銀壹匁六分。金壹分に付一ヶ月利錢四十八文。金貳朱に付一ヶ月利錢二十四文。錢百文に付一ヶ月利錢四文。右之通利增相成候間此段御承知の上質物御出入奉願上候以上。」以上德川幕府時代質商に係る大概を知るべし。

【明治革新】六年一月十三日の布告に曰。平民相互の金穀借貸。慶應三年丁卯十二月以前に係る者は一切裁判を爲さずと。昨壬申年布告したれども。動產(金銀衣服家什等搬運す可き物を云)不動產(土地家屋等の搬運す可らざる物を云)を質物に取たる分は。右期日以前に係るも取上げ裁判すべし(憲法類編)。同九年十一月警視廳布達甲第八號を以て。八品商取締規則を達せられ。その第一條に。第一條　左の商業を營む者を八品商と總稱し。以下各條の規則を遵守せしむる事。質屋。染物屋。古着賣買。西洋古服靴傘賣買。古銅鐵賣買。潰し金銀賣買。古道具屋。大道具屋。雜道具屋。時計屋。袋物屋。小間物屋。紙屑賣買。古本商賣。鼈甲屋。鼈甲職。飾屋。飾職。

シチヤ

落打職云々(古物商參看)。同十六年勅令第五十號を以て古物商取締條例を發布せられ。同十七年二月一日より施行す。去れば警視廳甲第六號達に。今般古物商取締條例公布相成候に付ては。明治九年(十一月)甲第八號布達八品商取締規則。來る二月一日より廢止す。依て其の鑑札は同月十五日迄に當廳へ返納すべし」と見えしが。間もなく十七年三月二十五日布告にて質屋取締條例を發布し。五月十五日より施行せられしが。明治二十八年三月法律第十四號を以て。質屋取締法發布され。同年七月內務省令第九號にて同取締法細則さだめられ。同時に舊條例は廢止されたり。【質屋の流期】は仲間にて協定す。明治の初八ヶ月たり。後六ヶ月の制久く行はれ居しが。近年四ヶ月流期となすもの最短期なり。【質屋の看板】さて質屋の古き看板の事を用捨箱に。昔は質屋に看板あり。將棊の駒の形したる板を紐にて釣り。その板のうへに質札の反古を。紙の塵はたきの如く束たる物なり。其板をかくる事止て後は彼塵はたきめきたる物とのみなれり。是は京師には今もありと聞り。夫故やらん。近きかな草紙の畫にもをりをり見ゆれど。板札をかきたるは稀なり。或人の曰。昔は謎語のやうなる看板おほくあり。將棊の駒の形なるは。金になる。金銀にかへるなどいふ意ならん歟」とあり。第一圖は享保年間の畫卷諺畫。かゝる時の地藏顏に此圖あり。第二圖は享保三年印本野傾咲方色孖四の卷に此圖あり。前同書より抄出す。

シチヤ　七夜。(タムシヤウを見よ)

シチヤウ　紙帳は。紙を揉て張り立て蚊帳に代ふる品なり。多く下ざまの者の夏夜のしのぎに用ふ。されとも貴き人といへとも。濕氣を厭ふために殊更に調製して用ふるもあり。昔は紙帳賣とて市上を賣りあるきしと見ゆ。用捨箱に紙帳賣。紙衣賣を竝べ出して。飛鳥川に曰。昔夏近くなれば紙帳賣。冬になればてんとくゝ(紙衾なり)といふ物を商ひたるが今はすくなし」と。これ享保出生の老人の筆記なれば元文。寬保の頃迄は此の商人の有りしなるべし。今は希に見世棚に賣のみなり。富士石(延寶七年刻)「雨晴て聲いや高し紙帳賣。宗也」。向之岡(延寶八年刻)「夕立やあがる中にも紙帳賣。立澤」。二本とも江戶の集也。延寶の頃は專賣來りし證とすべし。彼てんとくゝといふ紙衾は紙衣賣が持ちきたりし歟。紙衣賣は京師の俳諧集にも見え。誘心集冬雜「引しぶや紅葉の錦紙衣賣。千之」。隱蓑「時なる哉紙衣うる聲初時雨。重政」。夕紅「仙臺の淨瑠璃聞ん紙子賣。花畝」。此夕紅のみは富士石と同。調和撰にて江戶の集なり。されば紙衣賣は何國にもありし事必せり。昔の下人は紙帳を釣り。紙衣を着る者おほかりし。質素のさまを是にて思ひやるべし」と見えたり。今は紙帳つる者は稀なるべし。紙衣の事は本條に委し。開き見るべし。

シチヤウソン　セイ　市町村制。我國にて市町村制を設定せられたるは實に明治二十一年四月にあり。即ち法律第一號を以て。地方共同の利益を發達せしめ。衆庶臣民の幸福を增進することを欲し。隣保團結の舊慣を存重して。益之を擴張し。更に法律を以て都市及町村の權義を保護するの必要を認めて同制を公布され。こゝに地方制度の上に自治制なるものを初て見るに至りき。而してこの法律は翌二十二年四月一日より地方の情況を裁酌して施行することになり。其第一次。市制を實施したる地は。東京。京都。大阪。橫濱。堺。神戶。姬路。長崎。新潟。水戶。津。名古屋。靜岡。仙臺。盛岡。弘前。山形。米澤。秋田。福井。金澤。富山。高岡。松江。岡山。廣島。赤間關。和歌山。德島。高松。松山。高知。福岡。久留米。熊本。鹿兒島なりき。以後漸次實施され。今は本制の行はれざる市町村なきに至れり。【特別市制】明治二十二年法律第十二號にて東京市。京都市。大阪市は特別市制の下に置れしが。明治三十一年六月法律第十九號にて。同年九月三十日限り廢止されたり。同制發布以來これにつき。公布されし所を擧ぐれば。明治二十二年一月勅令第一號にて【町村制を施行せざる島嶼】を指定され。小笠原島。伊豆七島。對馬國。隱岐國。大隅國大島郡大島。德の島。喜界島。沖永良部島。輿論島(薩摩國川部郡)。硫黃島。黑島。竹島。口之島。臥蛇島。平島。中之島。惡石島。諏訪の瀨島。寶島とす。【北海道】明治三十年五月勅令第百九十八號にて北海道區制。同第五十九號にて北海道一級町村制。同第六十

號にて北海道二級町村制を裁可公布されたり。【沖繩縣】同二十九年三月勅令第十九號を以て其區制を裁可され。同三十一年勅令第三百五十二號を以て同縣間切島規程を裁可されたり。【臺灣】には三十一年八月法律第二十一號にて保甲條例なるものを立てらる。市以外にして區と名くる地は函館。那覇のみ(グムセイ。フケムセイ。チハウセイド參看)。

シヅガタケ ノ エキ 賤ケ嶽之役。日本歷史問答に云。山崎の戰爭後。秀吉の威名獨り盛なりければ。柴田勝家。瀧川一益等。信長の第三子信孝と謀りて。秀吉を伐たんとす。秀吉此隱謀を知るや。直に信孝を岐阜に攻む。勝家。一益兵を起して。信孝に聲援す。信長の第二子。信雄は時に秀吉に黨しければ。秀吉之をして信孝に當らしめ。自ら進んで勝家の將。佐久間盛政を賤ケ嶽に破る。秀吉。盛政を賤ケ嶽に敗るや。長驅して。勝家を北の庄に圍む。勝家火を放ちて自殺す。是に於て一益は降り。信孝は自殺す。蓋し信長の遺業此時を以て既に秀吉の手中に歸するの兆をなせり。時に天正十一年四月なり。」此役功ある將士七本槍及三振太刀あり。和漢名數に云く。【志津嶽先登七人】は福島正則(市松後號ニ左衞門大夫ニ)。加藤清正(虎之助後號ニ肥後守ニ)。加藤嘉明(孫六後號ニ左馬助ニ)。平野長泰(權平)。脇坂安治(甚内後號ニ中務ニ)。糟屋武則(助右衞門後號ニ內膳ニ)。片桐直盛(助作後號ニ市正ニ)。以上七人。是秀吉公討ニ柴田勝家ニ時挑戰之勇士也。石川何某(兵助)雖ニ同列ニ忽戰死。故除レ之。

シツケム 執權は。鎌倉幕府のとき始めて置かれたる職名にて。幕府の政務を掌る[illegible]職なり。武家職官考云。執權或稱ニ理非決斷職ニ(見ニ吾妻鏡ニ)。又稱ニ判斷職(太平記)。後見職。探題職ニ(將軍執權次第。太平記等)。掌下輔ニ佐幕府ニ統中領政務上。當ニ朝廷攝關大臣ニ。極爲ニ重職ニ。「鎌倉府草創。大江廣元爲ニ政所別當ニ。攝ニ政務ニ。始稱ニ執權ニ。實朝爲ニ將軍ニ。北條時政。以ニ外祖父ニ爲ニ政所別當ニ。居ニ此職ニ。權傾ニ內外ニ(按ニ吾妻鏡。帝王編年記。保曆間記ニ。建仁三年。賴家傳ニ將軍於ニ實朝ニ。補ニ時政政所別當ニ。攝ニ執權職ニ。而時政自ニ治承四年右大將義擧初ニ。與ニ參內外機務ニ。功尤多。而以レ未レ爲ニ政所別當ニ不レ署ニ公文ニ。至レ此始補ニ別當ニ。兼ニ內外權ニ。而將軍次第。將軍執權次第。梅松論諸書。記下治承以來。時政爲ニ武家執權ニ事上者。以下雖レ未レ爲ニ別當ニ。在レ內握中權也)。後傳ニ其子義時ニ。時和田義盛爲ニ侍所別當ニ。起レ兵敗死。義時以ニ執權ニ兼ニ任侍所別當ニ。警衞決斷兩職。歸ニ其一身ニ。文武之權。悉在ニ其掌ニ。竟爲ニ北條氏世職ニ。承久以後公家之成敗。武將之廢置。盡出レ於レ此。」當時又或稱ニ執事ニ。而執權之稱爲ニ本義ニ。諸侯避レ之。其老臣稱ニ執事ニ。及ニ足利氏ニ。初猶從ニ諸侯之稱呼ニ。家令爲ニ執事ニ。時或稱ニ執權又管領ニ。至ニ鹿苑公ニ。專稱ニ管領ニ。而執權執事之稱廢。特大儀記典錄。追ニ鎌倉氏格例ニ。仍書ニ執權ニ也。」及ニ管領稱盛行ニ。管領陪臣。亦僣稱ニ執權ニ(鎌倉年中行事云。諸稱ニ管領之執權ニ甚不レ當。管領執權本同事異稱耳。從レ今管領一人可レ稱ニ執權ニ。見ニ此文ニ。當時呼ニ管領陪臣執權ニ可レ知)。應仁文明後。其弊益甚。諸侯間亦稱ニ其老臣執權ニ(太閤記惟任自ニ龍造寺ニ逃ニ坂本ニ條。松原自休手錄慶長十九年條。毛利家記。氏鄉記。勢州軍記。鹿島治亂記等可レ考)。玉石雜志に云。義時卒してのち。泰時その遺跡を相續すと雖とも。性質恭儉にして天下を私せす。叔父相模守時房(泰時に長すること七年なり。)を擧て加判せしむ(將軍執權次第に泰時父の讓にまかせて御後見に補し。時房御後見に判を加合せしむへき由の仰をうけ玉はるとある是なり)。これより後は例として御後見と加合判と。必らす二人して將軍家政所に別當たりし也(東鑑に建久三年八月五日將軍家政所始ありし時に。家司別當は前因幡守中原廣元。前下總守源邦業。令は民部少丞藤原行政。案主は藤井俊長。知家事は中原光家とあり。其後文曆二年鹿島朝秀に賜る御下文に。將軍家政所下ニ平朝秀ニ云々。別當相模守平朝臣判。武藏守平朝臣判とあり。時房。泰時の二人也。然る時は執權とは世人の名付し所にして實の稱は將軍家政所別當又は御後見とも稱せし也。武家職官考に又曰く。吾妻鏡。建長四年鎌倉奉行人行ニ京師ニ。請ニ將軍辭ニ執權ニ。賴嗣辭ニ政務ニ而曰ニ執權ニ。蓋對ニ王朝ニ。故謙言也)。又【執事】掌レ攝ニ政事ニ。與ニ執權ニ無ニ太輕重ニ。而執權限レ於レ重。執事涉レ於レ輕。故鎌倉氏時。稱ニ幕府執政ニ爲ニ執權ニ。諸侯老臣爲ニ執事ニ(據ニ太平記瓜生擧旗條。新田左兵衞佐義興自害條。紀州龍門山軍條。明德記。鎌倉年中行事。梅花無盡藏。東亂記。三好成立記諸書ニ)。足利氏。及ニ等持公受ニ將軍宣旨ニ。猶仍レ舊稱ニ執事ニ(據下吾妻鏡元仁元年條。將軍執權次第正和五年條。伯耆卷。太平記新田義貞賜ニ綸旨ニ條。常樂記正中元年條。執事補任次第建武三年條。梅松論。祇園執行日記貞和六年條。太平記師直被レ誅條。同天下時勢粧條。執事補任次第觀應二年條。太平記直冬上洛條。執事補任次第延文三年條。太平記尾張左衞門佐氏賴遁世條。尊卑分脈。壒囊抄施行條。太平記畠山入道道誓謀反條。同和田楠與ニ箕浦次郎左衞門ニ軍條。同細川右馬頭自ニ西國ニ上洛條。花營三代記貞治六年條。同應安三年條。後愚昧記應安二年條等上)。自ニ斯波修理大夫高經子治部大輔義將居ニ此職ニ。而後將軍家執權稱ニ管領ニ不レ稱ニ執事ニ。而時稱ニ執事ニ者間有レ之。所レ據太平記畠山入道道誓謀反下是)。至ニ鹿苑公時ニ。自ニ斯波氏攝ニ政務ニ。專稱ニ管領ニ。而後執事之稱。特加下陪臣行ニ家政ニ者上。(クワ

ムリヤウ參看)。」按するに室町氏の頃執事と稱せしは。執權と其職掌さして替らされとも。執事は細事にも關するを異なりとせろこと前書に云るかことし。また一家の事務を掌るものを執事と云ふは。固より當然の稱なるべし。

シツジ　執事は。私家の事を用ゆるものなり。古くより寺院などにも稱す。(カレイ。シツケム參看)。

シツソウ　失踪。今日法律上の術語に於て失踪といへば。人が住所を去り所在不明なると七年以上なる時は。裁判官の宣告により死者と同一に見做す者なれと。古來或は逃亡の意義に用ゐしこともあれば。此に揭る外。タウバウを見よ。令義解に。「凡戶逃走者令二五保追訪一。(謂二此五保職掌一。故其追訪之人不レ在二折レ徭限一也)。三周不レ獲除レ帳(謂三年後至二四年一計レ帳而除レ帳。即其地者除レ帳之年還レ公。不レ待二班田之日一也)。其地還レ公。未レ還之間五保及三等以上親均分佃食租調代輸。(謂若無レ地者不レ可二代輸一。其徭役者。縱有レ地不レ可二代役一。無二其身一故也)。(三等以上親謂二同里居住者一)。戶内口逃者。同戶代輸。六年不レ獲亦除レ帳。地准二上法一。」凡年八十及篤疾給二侍一人一。(謂其給レ侍者不レ限二貴賤一皆普給レ之。若篤疾之人。年亦八十者。猶給二一人一不二累給一。其九十百歲亦准二此例一也)。九十二人百歲五人皆先盡二子孫一(謂縱有二子孫一者。不レ限二有官無官一。皆先盡二其子一然後及レ孫也。稱レ孫者依レ律曾玄同)。若無二子孫一聽レ取二近親一。無二近親一外取二白丁一。若欲レ取二同家中男一者並聽。郡領以下官人(謂主政以上爲二推決一故也)。數加二巡察一。若供侍不如法者隨レ便推決(謂量二其情狀一。便決以二笞罪一也)。其篤疾十歲以下。有二二等以上親一者並不レ給レ侍)。謂十歲以下者三歲以上也。」又德川時代の失踪追跡に付ては左の制規あり。人相書を以御尋に可成者之事。一。公儀え對し候重謀計。一。主殺。一。親殺。一。關所破(寛保二年極)。一。人相書を以御尋之者を乍存圍置。又は召仕等に致不訴出者。獄門(同上)。但乍存請に立候はゝ同罪。吟味之上不存に決候共主人請人共に過料。」又科人欠落尋之事。一。主人を家來に。一。親を子に。一。兄を弟に。一。伯父を甥に(享保十一年極)。一。師匠を弟子に(寛保二年極)。右之類え尋申付間敷候。」事を巧人を殺候者又は闇打或は人家に忍入。人を殺欠落致候はゝ。先近き親類の內壹人入牢申付。尋之儀三ヶ月不尋出候はゝ猶又百日限尋申付。於不尋出は尋申付候者之內にて近き續きの者之內中追放。殘る者過料之上永尋可申付候。但欠落者親類有之候得共子方之者に候はゝ右之內先壹人入牢申付。欠落者之店請人竝家主五人組。在方にては名主組頭等に尋申付。不尋出候はゝ親類出牢。尋申付置候者共者過料之上永尋可申付候。且又親類壹人有之。親方之者にて候はゝ右之者共一同に尋申付。於不尋出は親類中追放。其餘之者共過料之上永尋申付。」喧嘩口論にて人を殺致欠落候者尋之儀。六ヶ月之內尋申付。不尋出候はゝ過料之上永尋可申付候。尤御仕置之者一件之內欠落は六ヶ月を限。不尋出候はゝ殘る者御仕置可申付候。(享保五年。寛保二年極)。但親類入牢預等之沙汰に不及事(寛保二年極)とあり。維新後【失踪者の戶籍】に付ては。明治六年五月二十八日第百七十七號達にて。脫籍及び行衞知れさる者家出後三十六ヶ月を踰へ。永尋中の者は戶籍表總計人員の外に記載し。又當人年齡八十歲以上に相成候得は除籍し。何れも每年大藏省へ「可屆出事」とあり。明治三十一年六月法律第十二號にて戶籍法を制定され。失踪につきての規定を定めたり。

シツタツリ　執達吏は。明治二十三年民事訴訟法改正と共に新設されしものにて。其登用は明治二十三年八月司法省令第二號に據る。其服制は同年十月勅令第二百六十十號を以て規定さる。

ジツトク　十德附八德。十德は其用羽織に等しく。古へは貴賤ともに之れを着せり。近世は制度ある衣服となり。專ら醫師の禮服たりき。和訓栞云。じつとく。服に云。直綴の訛音なるべし。褊綴とも稱せり。褊衫より出たる名なるべし。又十德と書るより八德の制も出たるなるべし。享祿の頃より侍の服にも八德を用ひし也。出羽にて羽織を十程と云も十德の訛音にや」とあり。下學集に直掇と十德を別に出せり。產業袋にも十德を直掇といふべき謂はれなしとあれども。前說の方然るべく思はる。さて十德着用のさまを貞丈雜記云。十德の事。條々聞書に云。いにしへは葛(葛布なり)を白くても黑くても染て被用候つる。奉公人などは犬追物抔の時は素襖袴の上に十德を着し。えほしを持せられて若よび入られ候へば。十德をぬぎてえほしをきて被出候しなど申候し云々。貞衡云。十德は素襖の如し。すあふは左右の脇あきたる物なり。十德は脇をぬひふさぐ物也。昔は葛布にてする由。侍は人體によりすゞしにてもする。下々の者は布にてする也。中間小者輿かきなども着する者也。侍の着するは胸にひも有。すあふの如し。下々の着するはひもなし。白布を疊みて帶にする也。又白絹をも用。後より廻して前にて結び置也。十德を中間小者着するとき下には四幅袴を着る也。其上に十德をうちかけて帶をする也。十德に紋付る事。素襖の如し。きくとぢも有なり。貞丈云。今醫者の着る十德も本は同し物也。はなち十德は御禁制の內也と條々聞書にみえたり。はなち十德とは下に袴を着せずして中帶ばかりにて(中帶とは小袖の上に

する帶也)。十德を着たるをはなち十德と云。下に袴を着て上に十德をはなち着にきたるは。はなち十德にてはなきよし。武雜記に見えたり(十德には白布の帶あり。帶をせずして帶をはなして着るをはなちぎと云也)。布衣記に云。白布を十德の帶の如く平ぐけにして云々。康富日記云。文安四年四月九日條。十德袴云々。ぶんせう草紙絵卷物(土佐古畫)に。輿かきの夫もゑぎの十德。又淺黄にこもち筋黑にて引たるを着し。侍えぼし着たり。袴は不着なり」とあるを見て着用法あるを知るべし。瓦礫雜考云。奇異雜談に(此書は作者の姓名も年號もなけれども。書中に予が父中村豐前守といふことあり。豐前守は六角家の臣なり。又按るに齊諧俗談といふものに。奇異雜談は天文十一年中豐前守子息著述也といへり)。應仁の亂中のことなるに。清水に參詣す。朝めし已前に。格子の紋のかたびらに。もよぎのもぢの十德に。かたなの脇差にてやごを出づ。中間はかたぎぬよのばかまにて(此ころもなほ賤者かたぎぬ着たり)。主の笠を頭にかけ。手やりをかたげてあとにゆく云々」とあり。この足輕中間の出たち今の世にては異樣に思はる。又按るに太平記(二十九卷)の師直自害の條末に。師直入道道常。師泰入道道勝とて。裳なしの衣にさげ鞘さげて降人に成て出ければ云々とある。裳なしの衣とは今の十德のをにて。直裰より十德に轉りたる始なるべし。その裁縫の樣を好古日錄云。十德。故家に古十德を藏む。松田丹後守貞秀遺物也。寶永の火災に罹る惜むべし。其製答布を以て造る。大尺を以度るに身長三尺。後(一幅)廣一尺四寸。襟廣一寸八分。大頸廣(下)八寸。袖廣一尺五寸。打たれ二尺一寸。腋下襞積長一尺九寸。廣(上)四寸。(下)一尺。其製縫腋の入襴の如し。帶平絹。廣二寸。長結頭よりきれて知へからず(貞丈雜記にも見ゆ)。蓋十德は古昔貴賤通用の服にして今絕て見聞せず(按に。古く傳はる十德の雛形あり。疑は僧衣ならむ。又宗悟一册に十德のをみえたり。裁縫考ふべからず。又今世俗に用る所の十德。何の比のものにや。誤て僧服と心得たる人あり。又輿丁の着る十德。其原始考る所なし」とあり。近世用ふる十德の事を四季草にいふ。江戶にても將軍家の御こしかきの者は着るなり。今世醫者の着するも同じ裁縫なれども。精好羅紗などにて縫ひ。色は黑く無紋にして。胸紐に革を用ひず。十德と同じきれにて。平ぐけにして短くして結び。帶をせずしてはなち着にするゆゑ。別の物のやうに見ゆれども。實は同じ物なり。今は俗人は皆てきる事なし。たゞこしかきのきるばかりなり。」以上の如く近世は將軍家の駕輿丁。竝に醫師の禮服となれり。文久戌年十月十五日幕府の觸書に。御醫師着服十德之儀。向後法印者ひだ入十德紫打紐。法眼者同斷白打紐。無官のもの者。ひだ無之十德くけ紐相用樣可致」と。醫師中への達しあり。さて目今は此服廢絕せり。

紋付けざるもあり
侍の着るは胸に紐あり
すそは跨の外へ出して着て白き帶
をする也

【八德】は。十德に似たるよりの名稱にして。貞丈雜記に。八德とあり。蜷川記に。かた衣の上にはつとく。又はかわぎぬなど打かけ。貴人の御前へ參候事いかゞに見え候也とあり。八德は胴服の事なるべし。其形十德に似たる故八德と異名を付たる成へし」とあり。瓦礫雜考に。八德といふ服は。產業袋といふものに。居士衣八德は。猶近代の物にて仕たてやう一概ならず。尤古實もなき事也といへるがごとし。さまぐ意に任せて風流に裝る事と見えたり。十德に及ばぬものなれど。近く似よりたる心にて名付しにや。また國々の產物に十德といひしことあり。庭訓往來の注に。大津の練貫これは山城の十德也。手島筵これは攝津國の十德なりなど見えたり。其國の名產十品をいへるなるべし。衣服の十德にはあづからざれ共。次にいふのみ。又ある物に。十德の名義は。衣のごとく羽織のごとくなれば。ごとくといふをを。二つ合せて名づけたりといへるは。衣に似たり。羽織に似たり。是はしたりとかひけむ。おどけ咄をとれるにや。これも一說なればをかしけれども書出つ」とあり。貞丈雜記所載古の十德の圖を上に揭ぐ。

私刀記云。公方樣御參宮御出立之事。御十德

御小袴何も色はむらさき也。御紋桐を被付候。仍御供衆出立之事。同十徳小袴。十徳のたけは常より長し。十德の上に帶をして腰あてをして太刀をはき。うつぼを付。弓を持れ候云々（こしあてとは引敷の事也）。

ジツパウクレ　十方闇。和漢三才圖繪に云く。按今曆家謂二十方闇一。未レ詳二出處一。蓋支干相尅者十日。其之類皆受二相尅一。惟丙戌己丑二個不レ尅。恐是謂二間日一。亦可矣。入也。甲木申金。出也癸木巳火凡主二陰雨一。故俗稱二十方闇一也。其出日癸巳即爲二天一天上日之入一。

入
甲申　乙酉　丙戌　丁亥　戊子　己丑　庚寅　辛卯　壬辰　癸巳

シツパウ　七寶は。和訓栞に。しつぱうながし。七寶流の義。大食窯也。典籍便覽に。以レ銅作レ身。用レ藥燒二成五色花一者。與二佛郎嵌一相似と見えたり。これ銅器にて食物を盛る具。其他種々の器品を造れり。銅の上にはりがねを卷き。色々の模樣を作りなし。五色の燒物ぐすりを以て燒付たるもの也。七寶とはもと佛經に云ふ。金。銀。瑠璃。硨磲。瑪瑙。琥珀。珊瑚等を云ふ。我國にては聖武天皇の朝に創製せられしと見え。正倉院寶庫の鏡の裏面に法相華を作り。一種の硝子藥を嵌入したるものあるにて知らる。農商務省輸出重要品要覽（三十三年九月）に。七寶器業の沿革を記して云ふ。七寶なる語辭の原と佛書に出つ。金銀。珠玉。寶石の種類を鏤めたるに依る。支那萬曆十寶なる者あり。即ち明朝萬曆年間に精巧華麗を極めたるものなるを以て此名あり。又支那にて外國より輸入せし七寶を命名して鬼國窯と稱ふ。而て支那には一種銅製の器皿の類に琺瑯釉を施し。上に畫紋の文飾を加へたるものあり。我國に於ては遠く寧樂朝にも七寶を製せしもを傳ふるも。要するに以上の外國の製作に摸倣して。研究發達遂に今日宇内に冠たるに至りたるは當業者の名譽たるべし。今日七寶加飾の意匠は。大別して二種とす。即ち有線七寶。無線七寶の兩樣也。有線は現今京都地方に多く。並河靖之の製は專ら之に由る。無線は東京濤川惣助其製作に蘊奥を極め。常に新意匠を案出し。尋て横濱。愛知地方等其亞流を酌むものとす。今意匠沿革を概掲すれは。當初は專ら支那式模樣に傚ひ。次に花卉花鳥の圖樣に及び。現今は風景蟲魚より人物等の類に至る迄。殆ど繪畫と其巧致を爭はんとするの域に至れり。就中配澤研磨の作用は。其物に對し適用變轉極り無きか故に。海外に其賞贊を受る亦宜なり。意匠略述に附するに。業務の沿革を左に摘録し。參考に供す。【京都に於る七寶の起原】を繹ぬるに。茫乎として其端緒詳ならずと雖。徳川時代に於て五條坂に高槻某なる者あり。泥繪具を用ひ。襖の引手釘隱し掛物の軸等を製出し。連綿七代に豐へりと聞く。惜む可し。明治初年の頃其跡を斷つ。世に高槻七寶と稱し。人口に傳唱するもの即ち是なり。降て明治五年尾張國遠島の産桃井義三郎と云人。當地に移住し。後藤文造と相圖り。河原町三條上る舊加賀屋敷に於て。七寶會社を創立せり。然るに資本裕ならすして。一旦閉鎖し。再ひ大井善巖と力を協せ該會社を興す。間もなく蹉跌し。同年七八月頃全く解散せり。時に後藤文造の親戚にて。曾て桃井義三郎より傳習を受けたる水谷龍造なる者。其會社の倒産を遺憾とし。製造要具を讓受け。更に七寶製造所を起せり。茲に通稱錦雲軒尾崎久兵衞なる者あり。夙に海外貿易に志し。率先して粟田陶器の輸出を企て。七寶の前途有望なるに着眼し。製造を創め。倶に其販路を擴張す。之に反して水谷龍造は萎靡振はす。翌六年八月閉塲せり。同年十二月曾我茂三郎なる者。並河靖之を勸誘し。七寶製造に從事す。凡一年にして分離し。並河靖之獨り素志を貫く。明治七年紀伊馬新助。佐野豐三郎先つ企業し。踵て菅谷謙次郎。初川吉兵衞。錦光山宗兵衞等の製造家陸續興起し。京都七寶の基礎茲に立つ。降て明治八年より十年迄は。僅に一名の起業者あるのみにて經過し。十一年に至り。官立舍密局は獨逸人ワグネルを傭聘し。專ら原料を精製し。内外の需用に應して裨益を遺す。明治十五年に至り。宮家士族の[illegible]體製造を始めしも。數月にして倒る。明治十六年以降は凡二ヶ年間一戸宛の割合にて製造家續出し。現今の盛域に達せり。【事業膨脹の原因】京都七寶は古來より其名ありと雖も。未た嘖々たらす。明治五年に於て新萌芽を生せし以來。漸次枝幹繁茂し。以て刻下の喬木となる。是れ決して自然の生育のみに非る也。蓋し其栽培者は前京都府知事槇村正直歟。氏は夙に殖産の振起を圖り。鋭意實業を鼓舞せらる。京都七寶の重要物産となりし所以。氏等の奬勵與つて力ありと謂つへし。總て事物の進歩は粗より密に入る。京都七寶の精巧も蓋し此階級に據ると雖も。亦先輩者は夙に社會の形勢世運の推移に留意し。内外を問はす。凡博覽會。共進會。展覽會等開設の都度率先出陳し。審査品評を求め以て新智識を研磨し。且弘く

需用を促かせしに依る。此等を膨脹の重因なりとす。【事業の盛衰及原因】七寶をわかちて左の三種とす。銅器七寶。陶器七寶(粟田七寶)。平戶七寶(平田七寶)。【銅器七寶】は。明治五年以來逐年產額增進し。明治十二年に至り頓に三倍の多きに騰り。十五年に至りて較〻減退せり。是れ好景氣に乘じ濫りに製造し。遂に收支の權衡を失ひ倒產せし者生せしに依る。十六年以降は實着の製造家のみとなり。年々產額昂進し。明治二十八年に至り四萬餘圓の巨額に達せり。【陶器七寶】は明治七年はじめて製出し。年々盛んに輸出せしも。十四五年頃に至り漸く衰退し。十八年に至り全く其の跡を斷つ。是れ銅器七寶の進步に隨ひ自然壓倒せられたるなり。【平戶七寶】は。從來多少製出せしも著しからす。十八年頃より漸く販路擴まりて。二十一年まて產額頗る多かりしか。其外觀の美麗久しく保ち難き缺點ありし爲め。俄に購客を減し。翌年より僅少の產額となる。【製造上の發明】著しきものを揭くれは左の如し。明治七年紀伊馬新助の技手北村長兵衞は。陶器七寶を創造し。一時海外の賞讃を博せり。明治九年並河靖之は。玻璃透明及茶金石挿入の一法を發明すと。【輸出】年々增加して。明治三十二年には十四萬六千百九十六圓に上る。その輸出先きは英國。米國。英領印度。香港。獨逸。其他諸國とす。

シツポク 卓子。又シユツポクとも讀めり。食物器を居る臺なり。和訓栞云。しつぽく。蠻語なるへし。或は卓袱の唐音也といへり。又卓子をよめり。丈膳をよめるは孟子の食前方丈によれるにや。又八仙卓を訓す。八仙人に据るにや。高三尺餘。幅四尺餘。四方朱漆に塗て。緣に斑竹を打。四隅に獅子の形の脚あり。廻りに紅白の紗綾を垂る。卓下に餕餘の物又皮骨なとを入る器を置く。是を佗斗といふ。精進の料理を普茶といふ。」右の臺にて喰ふ料理をしつぽく料理といふ。今椎茸。湯皺。蒲鉾など雜へたる蕎麥をしつぽく蕎麥と云ふも。支那風より出たる調理方なるべし。

シヅリ 倭文布。しづり又しどりといひ。しづともいへり。和訓栞云。しとり。舊事紀に倭文。又文布をよめり。天武紀にしづおりと見ゆ。沈織の義成へし。賤織の義といへど。曖者をしづといふは後の事也。新井氏は東國の俗に筋をしづといふ。釋日本紀に有二青筋文一之布也と見ゆ。筋は今いふ島筋のさまなるへければ。魏志に云斑布是なるへしといへり。文布は唐書日本傳に以二文布一爲レ衣と見えたり。又神代紀に倭文神は常陸國にますよし見えて。新猿樂記には常陸綾。甲斐斑布と見え。常陸風土記に靜織里。上古之時織レ綾之機。人未レ知レ之。此村初織。因名と見えたり。」また工藝志料に。倭文布は太古よりあり。或はこれを志豆波多といふ又阿夜といふ。建葉槌命始めて之を製す。故に建葉槌命を稱して倭文布神といふ。楮布。麻布。苧布の緯絲を青赤等の諸色に染て。以て橫柳條を織成せる者也。本邦に於て花章と稱する者は。倭文布を以て始と爲す。」垂仁天皇三十九年。是より先。朝廷倭文布を製する工人を聚めて一部と爲し。名づけて倭文布部といへり。是に至て此一部の工人を以て五十瓊敷命に賜ふ。倭文布部を五十瓊敷命に賜ふとは。其の工人を五十瓊敷命に預らしめて倭文布を織り。以て朝廷の用途に充てんが爲なり(當時倭文布は。多く用ひて帶と爲す。後世に至ても亦然り)。五十瓊敷命薨じて後これを主管する者なし。工人因て各これを製して獻す。」延喜五年(一千五百六十五年)。制して駿河。常陸の二國は。其の製する所の倭文布を以て定めて調貢と爲さしむ。」承平天慶(一千五百九十五年より一千六百年に至る)の亂あり。諸國調貢の典漸衰へ。遂に他物を以て代へて獻ずるに至る。此の際甲斐の織工斑布を織出し以て產物と爲す。即倭文布なり。後駿河。常陸。甲斐並に業を廢す(廢業するの歲月詳ならず)。」といへり。これに由て見れば。常陸。甲斐の倭文布は最古きものと見ゆ。其名義は和訓栞に云る沈織といふが是なるべし。

シデウナワテ ノ タタカヒ 四條畷の戰。楠正行父正成の遺訓を櫻井驛に受け。其故國なる河內に還りしが。父が首を見るや。直に自刃せんとせしを。母の訓誡に其心を取直し。日夜軍事を講習せり。後村上天皇の正平二年兵を攝津に出して。細川顯氏。山名時氏等を破れり。是に於て兵勢大に振ふ。翌年尊氏。其將高師直。同師泰をして兵八萬に將とし。來りて之を攻めしむ。正月五日正行之を四條畷に邀へ。奮戰數刻に亘りしが。衆寡敵する能はす。二十二歲を一期として。空しく畷の露と消え果てぬ。正行の此戰に臨まんとするや。謁を後村上天皇に乞ひ。更に後醍醐天皇の廟なる。如意輪堂に詣り。一族百四十三人の姓名を其壁上に題し。更に一首の和歌を詠してこれを彫れり。曰く。「かへらじとかねて思へは梓弓。なき數にいる名をぞとゞむる」と。

ジテムシヤ 自轉車は。歐米に於ても近代の流行にして。我國に入りしは明治十四五年頃。印刷局へ三輪車の輸入あり。之を摸造して遊戲の貸車とするものありしが。一時全く廢れたるを。其後居留外國人の二輪車の前輪大なるもの俗に達磨形と稱するものを用ゐ。之を試用するもの漸次起り。次て外人の安全車を用ゐるものありて。明治二十三四年より追〻流行となり。二十八九年後に至りては。東京。

大阪其他各地に自轉車の倶樂部起り。競走。遠乘。曲乘等を試むるあり。而して陸軍に。電信に。ちかくは警察にも實用に使用せらるゝに至り。人力車を廢して。これを日常實用に供するもの尠なからず。【郵便電信配達】には。東京京橋區木挽町局にて明治二十四年に用ゐたるをはじめとす。【警察】にては。明治三十四年中より練習するに至り。本年より刑事巡査。其の主任警部は自轉車を乘用することになれり。【課税】明治三十二年より自轉車に課税することになれり。【女子嗜輪會】明治三十三年十一月二十五日。その發會式を擧行したるに。恰かも神田錦町濱田商會にても。女子自轉車倶樂部設立の計畫ありとのことにて。同種類の會の一時に兩立するよりは。寧ろ合併してその隆盛を計るに如かずとのことにて。合併の相談整ひ。同年十二月十九日更に總會を開き。規約及び内規を定めたりしが。明治三十四年六月中旬。日本體育會女子部と合併し。體育會女子部となり。下田歌子會長となり。女子乘輪の事漸く行はる。

シテム　四天。佛教に十界を説き。十界を人間。天上。三惡趣とし。天上を四天とする左の如し。忉利天。夜摩天。兜率天。快樂天。佗化自在天(以上屬㆓欲界之中㆒。謂㆓之四禪㆒)。初禪天。二禪天。三禪天。四禪天。(以上屬㆓色界之中㆒。謂㆓之四禪天㆒)。無邊處。空無處所。無所有處天。非非想天。(以上屬㆓無色界之中㆒。謂㆓之四天㆒)。

シテムワウ　四天王。本邦四天王と稱するもの。和漢名數に載す。曰く。【源賴光臣四天王】綱。公時。貞道。季武。出㆓于古今著聞集㆒。【木曾義仲臣四天王】今井。樋口。楯。根井。出㆓平家物語㆒。【源義經臣四天王】鎌田藤太盛政。同藤次光政。此二人。政清子。佐藤嗣信。同忠信。出㆓于盛衰記㆒。【新田義貞臣四天王】栗生。篠塚。畑。亘理。出㆓于太平記㆒。【和歌四天王】頓阿。慶運。淨辨。兼好。出㆓于徹書記物語㆒。按法華文句云。【四大天王】者。帝釋外臣如㆓武將㆒。多聞。持國。增長。廣目稱㆓之四天王㆒。

ジドク　侍讀は。また侍講といふ。安齋隨筆に云【侍讀】天子に讀書をなしゐ奉る職也。【尙復】初め侍讀奉教の後其章句を復し申さしむる職也(義知の説)。常に此職名なし。御讀書の時に定めらる。」貞丈雜記に云、書にもあらぬ管絃の道をしへ奉るをも。侍讀と申習はす也。

シト子　茵。又裀と書す。しとね坐蒲團。同く坐する下に敷くもの也。和訓栞云。しとね。和名抄に茵をよみ。常に褥をよめり。下寢の義成へし。疊茵。錦茵。唐褥茵。薰爐茵。早歸茵など江家次第に見えたり云々。」坐するに褥を用ふると古き事と見え。源氏物語にも見えたり。【東京褥】宮殿調度圖解に云。東京は安南の地名なり。そこにて織れる錦の由なれど。實は我が邦にて。彼れに擬して織れりといふ。此の錦は碁盤目に赤白の色をまじへ。白地には赤く蝶鳥の模樣を織る。これにて弘さ五寸の縁をとりたる。綿入りの座蒲團なり。四方の縁の中は唐綾にて。裏は濃き打絹なり。縁共に方三尺五寸に製るなりとあり。又【皮の褥】は彦火々出見尊龍宮に至りし時の記に見ゆ。和名抄に野王案を引て。茵褥又以㆓虎豹皮㆒爲㆑之といへり。獸皮の褥は爰にも用ふるなり。」さて古へは燕居獨處の時のみ。座下に用ふるは常の事にて。客席なとへは用ひざりし。然るに近時は何事も奢侈になりて。來客には人ごとに必ず茵褥を設けて之に坐せしむるを通例とせり。今古の違ひあるとを知るべし(シキガハ參看)。【圓座。蒲團】これも其用は褥に同し。和名抄に孫愐曰。蒲(和名布太)。圓草褥也と見ゆ。和訓栞に眞名伊勢物語に茵をよめり。もとは蒲蓋の意にて名くるなるべし。」また貞丈雜記に。わらうだとは圓座の事也。枕草子に御わらうだなと聞え給へど云々。是は蒲の葉の圓坐なるべし(わらとはいれの葉のみを云にもあらず。蒲などの葉のかれたるもわらと云へし。そのわらにてくみ作りて。物のふたの樣なれば。わらふたと云を。詞にはわらうたと云歟)なといへり。三省錄に近代世事談を引て云。ふとんは蒲にて作りたる圓座也。今云ふとんにあらず。今のふとんは衾といふもの也といへり。左にはあらず。やはりふとん也。木綿のわたらざる以前は。庶人の冬の衣服には。布に蒲蘆の穗わたを入て着たり。よつて布子の名あり。ふとんまた同じ。蒲の穗を圓めて入る。依てふとんの名あり。古も貴人は蠶綿をもつてつくれり。これその衾なるべし。古きふすまなど讀しはこれなり。」按するに此説却てよろしからず。蒲團は前の書にいふごとく。水草にて圓く編み成せし物をいふが原にて。今の夜具にいふ蒲團は言葉の移れるなるべし。宋陸游か詩に。相㆓對蒲團㆒睡味長。主人與㆑客兩相忘といへるも。賓主坐上のさまなり。

シドロヤキ　志土呂燒は。大永年間遠江國志戸呂村(大井川の上流無間山の麓にあり)に於て始て之を製す。當時專ら茶壺。花瓶を造り。間々他の諸器をも造りしが。後業甚衰ふ。」寛永年間點茶家の宗匠小堀政一。業を工人に勸む。因て再び盛に起る。工人能く茶壺を造る。其質粗にして。土色は淡赤。釉色は濁黄にして黑色を帶び。甚た瀨戸の破風窯に似て而して陶質堅實なり。今は唯雜器をのみ製出すと雖。然ども仍能く古體を失はす(工藝志料)。今も點茶茶碗に古雅愛すへき品まゝ世間に見ゆ。然ども其質粗厲に見ゆるものなれは。普通の人は顧みさるなるべし。

シナ　支那は。埃及。印度と比ふ古國にして。盤古氏時代の古史は詳ならず。

三皇。五帝より。夏。殷。周三代を經。春秋及戰國の七國となり。六國は秦の併吞する處となり。秦は漢の爲に滅せられ。漢亡て蜀。魏。吳の三となり。六朝（皆都二建康一）。吳（孫氏）。東晉（司馬氏）。宋（劉氏）。齊（蕭氏）。梁（蕭氏）。陳（陳氏）。五代梁。唐。晉。漢。周（凡十有四君。五十六年更二八姓一）。【歷代國號】蔡清四書蒙引曰。自レ古得二天下一者。其代名率用二故號一。如二唐堯一本唐侯也。虞則舜之氏。舜封二伯禹於有夏一。湯之先世居二商丘一。是其故號也。後世如三秦并二天下一。亦只稱レ秦。漢則項羽王三之漢中一曰二漢王一。又如三曹魏。司馬晉至二宋齊梁陳一。歷代皆以二本封一爲二一代之號一。李唐則起レ自二唐公一。趙宋則因三所レ領歸德軍爲二宋地一。唯元別取二易經乾元之義一。不レ踵二前代故事一。至二我朝一用二大明一。實用二元人之意一也。看來元人之意亦是蓋不下以二偏方之名一名中天下上也。不レ可下以爲下與二古制一異上而非中レ之。明何椒丘曰。夏則禹之所レ都。殷盤庚所レ遷。篤信云。周則太王遷二於岐周一。傳至二王季。文王一以レ周爲二國號一。武王有二天下一。徙二都於豐一。用二其故國之名一以爲下有二天下一之號上と。【支那交通】垂仁帝八十六年丁巳。筑紫の人始て漢に通す。推古帝十六年戊寅。學生八人を隋に遣し。佛教を學ばしむ。聖武天皇神龜四年丁卯九月。渤海國の使船出羽に漂着す。」翌年正月。渤海の使來り貂皮を獻す。位を授け物を賜ひ。引田蟲麻呂を送使と爲し。渤海王に物を賜ふ。是を渤海國と通交するの始とす。」醍醐天皇延長八年庚寅四月。東丹國使を遣りて來貢す。東丹の地何處に在りしや知るへからす。」朱雀天皇承平五年乙未七月。吳越人肥前柏島に漂着す。九月吳越始て使を遣りて來らしめ。羊を獻す。翌年八月。左大臣藤原忠平答書を吳越王に贈る。吳越は唐の末年。錢氏の江南に據りて國を建る者にして。五季の末宋の太祖興るに及て。國を擧て歸降せり。其地春秋戰國の吳越にして。清朝に至ては。福建省の地なり。」後宇多帝の弘安四年。高麗元兵を導き西邊に寇す。我か兵擊て之を殲す。生還する者僅かに三人。」後小松天皇應永八年八月。征夷大將軍足利義滿僧を遣て明に使し。明の漂民を送還す。」翌年九月使來る。十一年明の勘合符を得て貿易船の數を定む。」十二年四月。明主使を遣て册書を贈る。」後土御門天皇寬正六年。征夷大將軍足利義政書を明に遣り書籍及銅錢を求む。」文明十五年三月。義政又使を明に遣り銅錢十萬緡を求む。」正親町天皇天正四年。明人來て造瓦術を傳ふ。按するに本邦にては古代より既に瓦を造りて之を用ひたる者と思はる。然らは明人の傳授したる造瓦術は。自ら一種の製法なるへし。」後陽成天皇文祿元年。我軍朝鮮を伐つ。二年春。明軍を出し朝鮮を援ふ。我軍擊て之を破る。三年。秀吉內藤如安を使として明に遣る。慶長元年六月。明使來て和を議す。九月。秀吉之を伏見に見る。」四年十一月。臺灣島主人を遣はし。物を德川氏に贈り貿易を請ふ。」五年明の商船。長崎に來り貿易す。」十一年九月。島津義久書を明に遣り。其商の薩摩に來らんことを望む。」十二年十二月。明の商船長崎に來る。」十四年九月。明の商船薩摩に來る。齎す所の物は。藥品。緞綾。陶器等也。」十六年十一月。明商駿河に至り。家康に謁す。」後水尾天皇元和三年六月。明の商船薩摩に至る。諭して長崎に至らしむ。八月。明商奇昂。駿府に至り家康に謁す。」寬永五年。濱田彌兵衞臺灣に抵り。和蘭人を懲す。」後光明天皇正保二年。清僧逸然長崎に來り畫法を傳ふ。」四年。陶工東島某清人に從ひ。釉彩色法を受く。」承應元年。清僧澄一歸化す。」三年清僧隱元歸化す。」後西院天皇萬治元年七月。明鄭成功使を長崎に遣し。援を我に乞ふ。却て報せす。」二年。明朱之瑜等歸化す。之瑜は浙江の儒士。援を我に假り明室を復興せんと欲し。長崎に來る前後三次。皆志を得す。然とも清の粟を食ふを耻て還らす。中納言德川光圀其賢を聞き。聘して賓師となし。之を小石川邸に置く。」靈元天皇寬文十年六月。清商の密賣を禁す。」十一年二月。臺灣船肥前に漂着す。」延寶元年五月。清船平戶に漂着す。」天和元年。清舶天草に漂着す。」貞享二年七月。福州廈門の商船始て長崎に來る。」八月。清船長門に漂着す。」東山天皇元祿元年三月。薩摩の商船廣東に漂到す。」四月。清國商館を長崎に造り。船額を定め七十隻となす。」二年七月。清船日向に漂着す。」三年。清の貿易船額を定む。」薩摩船廣東に漂到す。」五年三月。清船薩摩の漂民を送還す。」八月。讃岐船浙江に漂到す。」七年十月。清舶薩摩甑島に漂着す。」八年。清舶禁書を載せ來る。命して之を焚く。去年漂着したる清舶を送還す。」十一年。清舶五島に漂着す。」十二年。清舶禁書を載せて來る。」寶永三年二月。陸奥の民廣東に漂到す。」四年六月。清舶陸奥の漂民を送還す。」中御門天皇正德二年。陸奥の民廣東に漂到す。」三年六月。清舶陸奥の漂民を送り來る。」四年二月。清商密賣禁令を沿海諸州に布く。」五年。清の商舶を減して信牌を給付す。」享保二年。清舶四十三艘長崎に來る。無牌の船二艘あり。命して退還せしむ。是歲八月。清人陳祖觀の船一艘來る。嘗て其官府に收むる所の信牌を出し貿易を請ふ。之を許す。」三年。筑後の民廣東に漂到す。清商に命して良馬を輸致せしむ。」四年夏。清舶筑後の漂民を送還す。」六月。重て諸藩に令し。清商の密賣を禁す。」五年。清商良馬を載せ來る。」六月。清の密商人を捕ふ。七月。清の密商船一隻を焚く。」六年。清醫陳振先長崎に來り。近郊藥草を檢す。」清商皇清經解を載せ來る。」十年二月。清醫朱來章等來る。」十一年六月。清舶天草に漂着す。」清人費替侯來て人參龍腦を製するの法を傳ふ。」十月。清

シナ

シナ

醫趙湘陽來る。」十六年十二月。清人沈南蘋長崎に來り畫法を傳ふ。」十七年十月。清舶肥前に漂着す。」十九年清の商舶の數を減す。」二十年。長崎の工人始て清製の堆朱沈金色蒟醬。青貝漆器法を學習す。」櫻町天皇元文四年。清の商舶數を減す。」寛保元年。薩摩の民清國に漂到す。」二年五月。清舶薩摩の漂民を送還す。」三年。清の商舶の額を減す。」延享二年十二月。清舶薩摩に漂着す。」桃園天皇寛延二年。清舶の額を增す。」寶曆元年十二月。清舶陸奥の漂民を送還す。」三年二月。陸奥の民臺灣に漂到す。」六月。重て清商密賣禁令を布く。」十二月。清舶八丈島に漂到す。」四年正月。清舶陸奥の漂民を送還す。」五年。清船陸奥の漂民を送還す。」七年六月。清舶五島に漂着す。」九年四月。清舶志摩の漂民を送還す。」後櫻町天皇寶曆十三年。清商諸種金貨を載せ來る。」明和二年清舶の額を減す。」三年。清商安南の金を齎らし來る。」四年。清商西藏の金を齎らし來る。」五年七月。清舶紀伊に漂着す。」後桃園天皇安永元年。清舶貨幣を載せ來る。」四月重て清商密賣禁令を布く。」二年八月。薩摩の人池山某等浙江に漂到す。」四年三月。陸奥の民清國に漂到す。」六年。清商崔景山人頭錢を齎し來る。」光格天皇安永九年四月。清舶安房に漂着す。命して之を送還す。」天明三年六月。清船屋久島に漂着す。」八年十一月。清舶大隅に漂着す。」寛政元年。越後民廣東に漂到す。」二年六月。清舶越後の漂民を送り來る。」三年。清舶の額を減す。」七年。松前の漁夫滿洲に漂到す。」九年。松前の漁夫清國より歸る。」清の商舶諸種の金を載せ來る。」十二月。清商漂着す。」闕を天草に置き。清舶の密商を檢す。」十一年。清蘭の藥苗を取て。蝦夷の地に植ゆ。」十二年四月。廳を豐前に置き。清蘭の密商を視察す。」享和元年。清國の漂民を送還す。」清舶の西洋貨物を輸すを許す。」三年。清舶人頭錢を載せ來る。」文化元年十一月。清舶五島に漂着す。」清舶諸種金貨を載せ來る。」二年正月。清國の漂民を送還す。」四年正月。清舶我漂民を送り來る。」六年。清舶日本書紀。論語徵等を載せ歸る。」八月。清舶肥前に漂着す。」七年。清舶の額を增す。」十年。清商七經孟子考文補遺等を載せ來る。」十一年。清國番外船を停め。更に歲額を定む。」十三年十二月。清舶下田に漂着す。」清舶薩摩の漂民を送り來る。」仁孝天皇文化十四年十二月。清舶五島に漂着す。」文政二年二月。清の漂民を送還す。」十二月。清舶壹岐に漂着す。」三年二月。清舶薩摩に漂着す。」八月。再び清商番外船を許す。」十一月。清舶五島に漂着す。」四年正月。清舶熊野に漂着す。」十二月。清舶對馬に漂着す。」五年十二月。清舶天草に漂着す。」闕を平戶に設け。清船の密賣を視察す。」九年正月。清船遠江に漂着す。」十二月。清舶薩摩の漂民を送り來る。」十年正

シナ

月。清舶加越の漂民を送り來る。」清舶土佐浦戶に漂着す。」六月。陸奥の民浙江に漂到す。」十一年十二月。清舶陸奥の漂民を送り來る。」十二年十一月。清舶五島に漂着す。」天保元年八月。薩藩の士清國に漂着す。」二年。清舶薩摩に漂着す。」三年正月。清舶薩摩の漂民を送り來る。」六年十月。監察を長崎に遣はし。清商の密賣を禁す。十二月。清商法を犯す。之を捕て獄に下す。」七年十月。陸奥の民廣東に漂着す。」八年七月。清舶陸奥の漂民を送り來る。」九年三月。清商の密賣を嚴禁す。」四月。薩摩の民廣東に漂着す。」十四年八月。沿海に令し。漂民を護送する清。蘭二國に限らしむ。」孝明天皇嘉永三年八月。肥前の民江南に漂到す。」五年正月。清舶漂民を送り來る。」今上天皇明治元年四月五日。長崎裁判所總督澤宣嘉各國領事と議定し。其雇使する所の支那人。我が禁令を犯す者は。國律を以て之を處斷す。」三年八月十三日。是より先各港僑寓の支那人。竊かに我童男女を購買せんことを謀る。是日地方官に令して。嚴に之を賣與するを禁ず。十月。上海に假領事館を置く。」五年正月。正領事館を置く。」四年七月二十七日。伊達宗城を欽差全權大臣に任し。清國と假條約を結はしむ。」五年九月四日。陸軍少將井田讓を以て領事となし。清國福州に駐在せしむ(未た赴任せず。十一月に至り總領事に轉し。上海に駐劄す。故に福州に領事館を置かず)。十月十五日。福州駐在領事井田讓をして厦門。臺灣。淡水三口の事務を兼轄し。上海駐在領事品川忠道をして鎭江。漢江。九江。寧波四口の事務を兼轄し。香港駐在領事林道三郎をして廣州。汕頭。瓊州三口の事務を兼轄せしむ。」六年二月二十七日。外務卿副島種臣を以て特命全權大使と爲し。清國に差遣し本條約書を交換し。兼て臺灣生蕃の我が漂民を殘害せし事(辛未十一月琉球の漂民五十四人を殺す。本年三月に至り又小田縣民を劫掠す)を申理せしむ。大丞柳原前光。少丞平井希昌。鄭永寧之に副す。」四月三十日。清國と條約書を交換す。」七年四月四日。是より先き全權大使副島種臣の清國に至るや。彼臺灣生蕃を以て化外と爲し。我處置に聽す。是日陸軍中將西鄉從道を以て臺灣事務都督と爲し。兵(三千六百五十八人)を率て之を討す。尋て陸軍少將谷干城。海軍少將赤松則良を參軍と爲す。又臺灣蕃地事務局を正院に置き。參議大隈重信を以て長官と爲す。五月二十二日。初め我か師の臺灣に至るや。諸酋長往々來りて款を納る。牡丹社と稱するもの兇頑服せす。是日進て石門を破り其酋長を斬る。是に於て諸蕃族竝に懾懼投降す。尋て牡丹社も亦降る。我師の臺灣を伐つや。清國違言あり。全權公使柳原前光往復辯論す。服せす。八月一日。參議大久保利通を以て全權辨理大臣と爲し。清國に差遣す。陸軍

大佐福原和勝。鐵道權頭太田資正。三等議官高崎正風。租税助吉原重俊。權少內史金井之恭等之に從ふ。九月十四日。全權辨理大臣大久保利通。全權公使柳原前光等清國總理各國事務恭親王奕訢。文祥等に其衙門に會し。臺灣の事を議す。二十八日。臺灣征服及ひ清國遺言あるの事狀を布告し。且つ辨理大臣大久保利通を差遣する朝旨。隣好を壞らさるに在りと雖も。萬一事已むを得さるに至らは。應變の備を爲すへきを告諭す。二十九日。諸港僑寓の支那人に告諭し。臺灣の事に因て危疑を抱くことなく。各其業に安せしむ。十月三十一日。是より先き辨理大臣大久保利通。清國總理各國事務恭親王奕訢。文祥等往復辯論（北京駐劄英國公使ウエイド間に居て調停す）。遂に彼をして被害難民撫恤銀十萬兩。臺島修道建房費四十萬兩を償辨せしめ（十二月二十日を期して銀兩を交付す）。我駐臺兵を撤するの約を定む。是日。條款憑單を交換す。十一月十七日。清國交換の條款憑單を布告す。二十六日。全權辨理大臣大久保利通等清國より至る。十二月三日。征蕃兵臺灣より凱旋す。二十五日。特命全權公使柳原前光清國より至る。二十七日。陸軍中將兼臺灣事務總督西鄉從道臺灣より至り征臺の狀を奏す。天皇親ら太政官に迎へ。手詔して其功を賞す。」八年三月三十日。是日郵船を清國上海及其傍近の地に通するを布告す。」十一月十日。外務少輔森有禮を以て特命全權公使と爲し。清國に駐劄せしむ。」十八日。清國軍艦揚武號長崎に至る。尋て橫濱に至る。清國軍艦の我邦に至る。此を始とす。」九年四月十五日。郵便局を清國上海に置く。」十年十二月十六日。清國公使何如璋。副使張斯桂等至る。二十八日。朝見し國書を上る。」十二年一月十五日。去歲清國山西河南の地大に歉す。邦人錢穀を輸して之を賑す。是に至り總理衙門大臣恭親王奕訢等書を我公使館に致して之を謝す。」三月八日。議官宍戶璣を特命全權公使に任し。清國に在勤せしむ。」十五年八月十二日。清國駐在特命全權公使宍戶璣の職を免し。海軍卿榎本武揚を特命全權公使に任し。其後任を襲かしむ。」十八年二月二十四日。參議兼宮內卿伊藤博文を特派全權大使に任し清國に派遣す。十七年十二月。朝鮮京城の變（朝鮮の部に出つ）。延いて日清兩國の交涉に及ふ。故に大使を清國に派して。之を商辨するに決す。是に至て此命あり。四月二十八日。特派大使伊藤博文清國より歸朝す。大使の清國に到るや。清國政府は。既に直隸總督李鴻章に談判の任を委せり。大使一旦北京に入り國書を奉し。再ひ天津に到り開談す。四月三日より。同十五日に至り商議六回。兩國交涉の事件を安定するを得たり。十八日。約書に謚押し。是に至て復命せり。」十二月二十二日。清國駐在特命全權公使榎本武揚を遞信大臣に任し。參事院議官鹽田三郎を特命全權公使に任し。清國に駐在せしむ。」その後の公使更迭等は爰に省く。【二十七八年日清戰爭】明治二十七年中朝鮮に東學黨の亂起り。韓國經理大將閔泳駿は駐韓清國通商事宜袁世凱に依り。清兵の來援を求め。清國出兵を諾せしより。我政府は六月四日以來屢〻閣議を開きし結果。明治十八年天津條約と明治十五年濟物浦條約に據りて出兵し。爾來其撤兵及韓國の秕政改革等につき袁と交涉せしが。七月二十四日。韓廷改革大院君入りて朝に立ち。牙山清兵の斥攘を我大島公使に委託し。韓清條約廢棄を宣言し。七月二十九日。旅團長大島義昌の手に清兵を斥攘し。次で二十五日。豐島沖の海戰あり。同年八月一日遂に宣戰の詔勅を發し。戰時大本營を設けられ。平壤役（九月十五日）。大孤山沖の海戰（九月十七日）。九連城占領（十月二十六日）。鳳凰城占領（十月二十九日）。尙各地を席卷して。金州城陷落（十一月七日）。大連灣奪取（十一月十二日）となり。遂に海陸雙方より攻擊して旅順口を占領し（十一月二十一日）。又我第二軍は。翌二十八年一月二十五日を以て榮城灣の上陸を終へ。進で威海衛市街を占領す（二月二日）。艦隊は其軍港を占領し。北洋艦隊の降伏となれり（二月十四日）。爾後牛莊城。田庄臺等の戰爭あり。一方は三月十二日。南征軍の出發ありて澎湖列島に上陸し。三月二十四日。全く同島を占領す。【媾和談判】清國天津稅務司獨人デットリングを天津より派して神戶に來らしめ。二十七年十二月二十六日。伊藤總理大臣に面會を求めしが。拒絕され。翌年一月二十九日。欽差全權大臣張蔭桓。同邵友濂は米人フヲスターを顧問として神戶に來りしが。全權大臣の資格なきを以て拒絕され。遂に同年三月十九日。李鴻章は媾和使節として下の關に來れり。伊藤博文及び外務大臣陸奧宗光委員となり。談判中。三月二十四日。李は小山豐太郎の爲に銃擊され負傷し。我天皇陛下は之を悼み。三月二十四日。無條件休戰を聽許あり。翌四月一日媾和條約草案成り。四月十七日記名調印し。五月八日批准交換を了し。同十日を以て發布されたり。この結果遼東半島は臺灣。澎湖島と同しく我が有に歸すべかりしを。露。獨。佛三國の勸告ありて。遼東を清國に還附し。此の事件は終局となれり。【新開港場】此條約の結果。清國は新港市として江蘇省蘇州。浙江省杭州。湖北省沙市。及四川省重慶の四港を開き。二十八年十月中。農商務省及び各地商業會議所は。視察員を特派して商業の事情を查察せしめたり。【團匪事件】明治三十三年中清國拳匪の亂起り。各國公使館は保護の爲兵士を北京に入京せしめたるに。帝國公使館書記生杉山彬は。六月十一日我帝國兵を迎へんとして。北京に於て殺害せられ。七

シナ

月三日これにつき。清國皇帝陛下は我天皇陛下へ親電あり。我陛下より御返電ありしが。一方清國は各國兵の上陸を喜ばず。太沽砲臺は各國聯合艦隊に向て發砲したる結果。聯合軍は太沽を砲擊して之を占領し。遂に同年八月十四日。北京城に闖入して。各國公使館員の城内に苦めるものを救ひ聯絡を通じたり。爾來清國と列國とは談判の末。翌三十四年九月。清國は列國の兵を以て公使館を護るを許し。賠償金を出し。尙謝罪の使臣を我國へ派し、弔慰金を杉山氏の遺族に贈れり。

シナダマ 品玉。(デムガクを見よ)

シナノ 信濃は。東海。北陸兩道の間にある大國にして。東山道の中央より西に位し。東西凡三十里。南北凡七十里。之れを割して十郡とす。伊奈。筑摩の二郡は南に位し。安曇郡は西に屬し。水内郡は北に據り。高井。小縣の兩郡は東に境し。埴科。更科の二郡は其中央に居り。佐久。諏訪の二郡は東南を劃す。近時又佐久。安曇を分つて。各〻南北四郡。水内。高井。伊奈を各〻上下六郡に。筑摩を分つて。東西二郡とす。都て十六郡あり。古科野(シナヌ)と書す。級(シナ)と云へる樹を產するに因る。本州は地位最も高隆。萬山四圍。一大廣谷を繞り。恰も郭壁の如く。天府四塞の嶮國と稱す可し。三大河あり。源を其間に發し。南北に分流す。以て地勢の高を知る。地學に謂ふ所高原是なり。南方は道路最も崎嶇。運搬通商極めて便ならす。然れとも沿河の地。田疇肥美。米穀饒豐。殊に桑麻に適す。北方は土壤最も乾燥し。氣候寒烈。早雪晚融。南に接するの地。稍溫暖なりとす。嚴冬二十一度。極暑九十三度。物產の主なる物。鑛物は。金。銀。銅。鐵。水晶。蠟石。植物は。五穀。蔬菜。蕎麥。製造物は。七子絹。白紬。上田縞。紬縞。縮緬。生絹。小倉織。諏訪平。絹縮。太織縞。生絲。眞綿。絹絲。山繭織。縞木綿。白木綿。麻布。三浦絞。紅花染。養老絞。玉川縮。梅花絞。太布。足袋裏。木綿絞。絲入縞。眞田紐。蚊帳。紙類。刻煙草。菜種油。櫛。元結。筵。琉球筵疊表。篶竹細工。檜細工。硝子細工。蘿籐細工。陶器。漆器。鐵器。製造食物は。干瓢。干饂飩。素麵。氷餅。氷豆腐。氷蕎麥等也。」信濃國。古へ科野國と稱す。次て信濃に改め。國府を筑摩郡に置く(今の東筑摩郡松本の南筑摩村)。和銅元年。小治田朝臣宅持を信濃守に任す。養老五年六月。信濃國を割て。始て諏訪國を置く。天平三年。諏訪國を廢し。復信濃國に幷す。治承四年。源義仲。以仁王の令旨を奉し。兵を木曾(西筑摩郡)に起し。北陸道より京師に入り。平氏を西海に逐ひ。征夷將軍に任す。文治中。小笠原長清を守護に補し。子孫世襲す。玄孫長氏に至り。國守を兼任す。元弘の末。其孫貞宗兵を擧け。本國の諸將と宗良親王を奉し。足利尊氏と笛吹嶺(上野國碓氷嶺を謂ふ)

に戰ふ。後ち叛て尊氏に降り。守護たる故の如し。深志城に居る(今の東筑摩郡松本城)。永享中。小笠原氏漸く衰へ。村上(埴科郡葛尾城)。諏訪(諏訪郡高島)。木曾(西筑摩郡福島)の諸氏各〻一隅に據る。嘉吉の亂。足利持氏の孤永壽王。遁れて此地に匿る。後鎌倉に入る。之を成氏とす。天文中。武田晴信侵擾する連年。諏訪賴茂を誘殺し。小笠原長時を亡し。木曾義昌を降し。村上義清を破り。終に全國を取る。永祿中。上杉輝虎義清の請を納れ。兵を川中島に出し。武田氏と四郡(水內。高井。埴科。更科)の地を爭ふ。後和を議し。義清等を復す。晴信死し。子勝賴國人を虐使す。木曾義昌款を織田氏に送り。其兵を招く。勝賴之を討し。鳥井峠に敗る。天正十年。織田信長大擧して武田氏を滅し。福島(西筑摩郡)及深志(東筑摩郡今の松本)を木曾義昌に。飯田(下伊那郡)及高遠(上伊那郡)を毛利秀賴に。高島(諏訪郡)を川尻鎭吉に。小諸(北佐久郡)を瀧川一益に。海津(埴科郡今の松代)を森長可に與ふ。既にして信長弑せられ。諸將西上し。國內大に擾る。武田の故將眞田昌幸。上田城(小縣郡)に據り。獨り上杉氏に屬す。德川家康。北條氏直と地を爭ひ。家康終に本州の過半を取る。乃はち飯田を菅沼定利に。小諸を松平康國に與ふ。舊族小笠原貞慶(松本)。保科正直(高遠)皆な故地を復し。義昌。昌幸等。亦德川氏に屬し。尋て二氏及貞慶豐臣秀吉に屬す。天正十八年豐臣氏。貞慶及義昌の封地を收む。尋て德川氏の封を關東に移す。此時保科正直。諏訪賴永。松平康勝。木曾義昌。小笠原貞慶等皆な之れに從ふ。乃ち松本を石川數正に。飯田。高遠を毛利秀賴に。小諸を仙石秀久に。高島を日根野高吉に與ふ。慶長五年。石田三成の兵を擧くるや。眞田昌幸之に應し。東軍之を上田城に攻て克たす。三成敗るゝに及び乃降る。德川氏の初め松本(初。小笠原秀政。後。松平光慈)。松代(初。松平忠輝。後。眞田信之)。上田(初。眞田信之。後。松平忠周)。高島(諏訪賴永)。高遠(初。保科正直。後。內藤淸枚)。飯田(初。脇坂安元。後。堀親昌)。須坂(堀直重)。飯山(初。皆川廣照。後。本多助芳)。小諸(牧野康重)九藩とす。後內藤正勝を岩村田(北佐久郡)に封し。三河奧殿藩(松平乘謨)徙て田野口(南佐久郡)に治し。總て十一藩。王政革新。伊那。中野二縣を置き。田野口を龍岡と改稱す。尋て諸藩を廢して縣とす。後又之を廢して。長野。筑摩二縣を置く。明治六年一月長野は。第一軍管東京鎭臺。第三師管の管域に。筑摩は。第三軍管名古屋鎭臺。第六師管の管域に屬す。明治九年。筑摩縣を廢して。全國長野縣管轄となる。明治十七年一月。南北佐久。小縣。埴科。更科。上下高井。上下水內の九郡は第一軍管東京鎭臺。第一師管に。東西筑摩。南北安曇。上下伊奈。諏訪の七郡は。第三軍管名古屋鎭臺。第五

師管の管域に屬す。

シノビガヘシ　忍返し。(カキを見よ)

シノブズリ　忍摺。(スリコロモを見よ)

シハウハイ　四方拜。正月元朝寅の一刻に。主上清涼殿の庭上に於て。天地四方山陵を拜し給ふ御式也。江家次第に其事委し。今公事根源を左に抄して其概略を示す。四方拜と云事は。元正寅の時にすべらぎ屬星を唱へ。天地四方。山陵を拜し給て。年災をも拂ひ。寶祚をも祈申さるゝ儀にて侍にや。清涼殿(江家次第云。於二清涼殿東庭一。先敷二葉薦一。其上敷二長筵一。其上立二御屛風八帖(大宋)一。或四帖云々。不レ可レ然。往年月令之御屛風也。近代無レ之。」江談抄第二云。諸屛風等有二其數一。所謂漢書打毬。坤元錄變相圖。賢聖山水等御屛風等之類是也。 隨レ時立レ之。委事見二裝束司記文一歟)の東階の前。砌の外に御屛風をたてめぐらし。其中に御座三所を設け。 其前にしら木の机を置て香華燈などをそなへ。此所にして御拜の儀式あり。昔は殿上の侍臣なとも。四方拜をばしけるにや。 近比は内裏。仙洞。攝關。大臣家なとの外はさる事もなき也。此事いつ始るともみえす。仁和五年正月寅の刻に。天地四方。屬星山陵を拜し給ふ由。宇多の御記にのせられたれとも濫觴とは見えす。また皇極天皇雨を祈給とて。南淵の河上に行幸有て。四方を拜し給けれは。雨五日まで降ける由。日本紀にのせられたれは。是なとをや始とも申へからん。其上屬星を拜して災難をのそく趣は。天地瑞祥志といふ書にみえたり。」此式は第五十九代宇多天皇。始て四方拜を行はせ給ひしより。今日に至るまで絶ず。御式の次第は。毎年一月一日。午前四時。皇城内の神嘉殿に玉座を設け。同五時。陛下出御坐し。伊勢兩皇大神宮を初め奉り。天津神。國津神。神武。孝明の兩天皇の皇陵。武藏國氷川神社。山城國賀茂上下神社。男山八幡宮。尾張國熱田皇大神宮。常陸國鹿島神宮。下總國香取神宮を御拜あらせられ。天下泰平。萬民安寧を祈らせ給ふなり。其御式の略は。 午前第四時。宮内省官員御裝束を奉仕す。其儀。神樂舍に簀薦を敷き。四尺の御屛風を立廻し。中に御座を設け。 燈臺二基を供す。次に宮内省官員庭上便宜の所に候す。同五時御服畢て出御。御手水。御劍。御裾。草鞋。御笏等侍從奉仕す。御拜畢て。賢所御拜云々と承りぬ。

シバ　コウヱム　芝公園は。 維新前三緣山增上寺と云ふ淨土宗の寺の境内なり(ゾウジヤウジ參看)。

シハフシヤウ　司法省は。明治四年七月九日。 刑部省彈正臺を廢して此省を設け置かれ。卿(一等)。大輔(二等)。少輔。大判事(三等)。中判事(四等)。少判事(五等)。管事。大解部(六等)。權管事。中解部(七等)。大錄。少解部(八等)。權大錄(九等)。中錄(十等)。權中錄(十一等)。少錄(十二等)。 權少錄(十三等)の諸吏員を定めらる。其分掌する所の事務は刑部省より引繼れし也。」同年八月十九日。元囚獄司を廢す。」同年九月二十七日。司法省中明法寮を置く。」五年二月三日。是迄築地運上所に於て外國人關係の訴訟。東京府官員出張取扱來る處。今般改て東京開市場裁判所と稱し。司法省官員出張。 事務取扱はしむ。」同年八月廿八日。司法省中警保寮を置き官等を定む。」同年九月十五日。今般府縣へ裁判所設置に付。各地方に於て官廳渡方の儀地方官へ兼て達置かしむ。」同年十一月二十日。 各裁判所の支廳は概して區裁判所と稱し。其設置の地名を冠せしむ。」七年一月九日。警保寮を內務省へ引渡さしむ。」八年四月十四日。大審院を置く。」同年五月四日。明法寮を廢す。」同月二十三日新治裁判所を廢す。」同月二十四日。上等裁判所を東京大阪福島長崎へ置き。諸府縣分轄を定む(同年百二十七號布告を以て福島上等裁判所を宮城に移す。九年百十五號布告を以て地方裁判所改置に付分轄を定む)。」同年七月十四日。大審院順次の儀は開拓使の上諸省の次に列す。」九年十月十二日。地方裁判所支廳。竝區裁判所稱呼之儀は總て其地名を冠し。何裁判所何支廳。何區裁判所と稱せしむ。」十二年二月二十四日。議法局中修補課を置き。其分掌を定む。」此以後も該省に係る令達多けれど略しぬ。十九年二月官制を制定し。司法大臣は司法に關する行政。司法。警察及恩赦に關する事務を管理し。大審院以下の諸裁判所を監督す。司法大臣官房に秘書官二人を置き。 通則に揭るものゝ外。左の事務を掌しむ。」一。裁判所附屬吏員及代言人の身分に關する事項。」二。請願に關する事項。」三。判事。 檢事巡回會同に關する事項。」司法省總務局に書記官四人を置き。各省通則に揭るものゝ外。文書課に於ては外國文書翻譯の事務を掌り。 總務局記錄課に於ては通則に揭くるもの丶外通則中公文取扱に關する條項に依り往復課の主務に屬する文書整頓及各局屬の主任に屬する事項を掌る。司法省參事官は十五人を以て定員とす。司法省中左の諸局を置く。民事局。刑事局。會計局。」民事局には一。民法訴訟法に關する事項及其施行に關する起案。」二。民事に關する法律命令竝裁判の執行を監査する事。」三。行政裁判に關する事項。」四。裁判所の構成權限に關する事項。」五。判事登用試驗及代言人試驗に關する事項。」六。速成生徒に關する事項。」刑事局に於ては一。刑法治罪法に關する事項及其施行に關する起案。」二。死刑執行。再審の訴。非常上告。特赦。減刑。 復權。假出獄。免幽閉。監視假免に關する事項。」三。刑事に關する法律命令竝裁判の執

行を監査する事。」四。軍事裁判に關する事項。」五。刑事裁判費用に關する事項。」會計局は通則に揭るものヽ外。大審院及諸裁判所の豫算竝決算の事を掌る。」明治二十六年十月。其一部に改正あり。三十二年。内務省監獄局を移し。本省の所管とす。

シハムガクカウ　師範學校は。明治五年五月。文部省達を以て。東京師範學校生徒を募る。九月始めて之を開き。生徒を敎ふ。又校中に編成局を置き。敎科書を編纂せしむ。當時小學校に敎員たるべき者なく。其卒業生を需要すること多し。仍て六年十一月宮城。十二月大阪の大學本部にも師範學校を增置し。七年三月猶愛知。廣島。長崎。新潟の大學本部にも之を增置す。六年五月。附屬小學校を置くの制を創め。兒童を募集して其の生徒とし。師範學校生徒をして之が授業をなさしめ。以て實地練習に資す。八年一月。中學師範科を置き。又東京女子師範學校を創置す。一等以下五等迄の敎諭及敎諭補。一等以下五等迄の訓導及訓導補を置く。同十一月二十九日。東京女子師範學校開業式。皇后臨幸あり。九年十一月。東京女子師範學校内に幼稚園を設く。十年二月。愛知。廣島。新潟の師範學校。府縣立師範學校に補助金を配付し。敎員を養成せしむ。十四年六月。官制を改む。十九年四月。勅令第十三號を以て師範學校令を定む。」第一條。師範學校は敎員となるべき者を養成する所とす。但生徒をして順良信愛威重の氣質を備へしむるとに注目すべきものとす。」第二條。師範學校を分ちて高等尋常の二等とす。高等師範學校は文部大臣の管理に屬す。」第三條。高等師範學校は東京に一箇所。尋常師範學校は府縣に各一箇所を設置すべし。」第四條。高等師範學校の經費は國庫より。尋常師範學校の經費は地方稅より支辨すべし。」第五條。尋常師範學校の經費に要する地方稅の額は府知事縣令其豫算を調製し文部大臣の認可を受くべし。」第六條。師範學校長及敎員の任期は五箇年とす。滿期の後猶ほ繼續することあるべし。」第七條。尋常師範學校長は其府縣の學務課長を兼ぬることを得。」第八條。師範學校生徒の募集及卒業後の服務に關する規則は文部大臣の定むる所に依る。」第九條。師範學校生徒の學資は其學校より之を支給すべし。」第十條。高等師範學校の卒業生は尋常師範學校長及敎員に任すへきものとす。但時宜に依り各種の學校長及敎員に任することを得。」第十一條。師範學校の學科及其の程度竝敎科書は文部大臣の定むる所に依る。」此令は三十年十月勅令第三百四十七號を以て師範敎育令を制定されたる時。廢されたり。同令に曰く。高等師範學校は師範學校。中學校及高等女學校の敎員たるべき者を養成する所とす。女子高等師範學校は師範學校女子部。及高等女學校の敎員たるべき者を養成する所とす。師範學校は小學校の敎員たるべき者を養成する所とす。高等師範學校及女子高等師範學校は東京に各一校を設置し。師範學校は北海道及各府縣に一校若くは數校を設置す。高等は文部大臣の管理に屬し。師範は地方長官の管理に屬す。北海道及沖繩縣の外師範學校の經費は府縣稅。又は地方稅の負擔とす。

シバ井　芝居。(ゲキヂヤウ。エムゲキ。ノウ等を見よ)

シビラ　褶は。和名抄に釋名云褶(字波美)襲也。覆二袴上一之言也と見ゆ。和訓栞に。しびら。梁塵鈔に褶也といへり。源氏にしびらだつものと見えたり。うは裳の事也。男は袴の上にきる。女はから裳の上にきるなりといへり。和名抄云々。日本紀にひらびとも。ひらおびともよめりといへり。古代の服なり。倘衣服の條を見るべし。

ジフク　時服とは。夏冬その時節に隨ひて着る所の衣服を云。この稱呼。大寶の祿令に。凡親王年十三已上皆給二時服料一。春絁二疋。絲二約。布四端。鍬十口。秋絁二疋。綿二屯。布六端。鐵四挺と見え(延喜式等にも見ゆ)。また續日本紀(卷十二)に。聖武天皇天平八年冬十月戊申。施二唐僧道璿。波羅門僧菩提等時服一。又三代實錄(卷四十二)に。陽成天皇元慶七年二月二十五日壬戌。賜二渤海客徒冬時服一云々抔と見えたり。」德川幕府の時。大小侯伯夏冬の時服とて(冬は熨斗目。服紗小袖等に牡丹餠紋とて。大なる葵の紋所を附け。綿若干を入れ。夏は染帷子紋所前に同し)。おのおの時を以て進獻せり。幕府また之を諸侯麾下其外の者に賜はることあり。幕府の末途文久二戌年に。諸御規式事都て御省畧被成候に付ては。以來年始御　の節御流御盃計被下。時服不被下候事との達あり。然れは侯伯より時服の進獻も停めしなるべし。

シフクワイ　集會の制は。明治十三年に定められし條令なり。古代に在ては男女混淆の集會を禁し。匪徒の集會せるを禁せしことあり。今所見の一二を抄し今日の條令に及ぶべし。」桓武天皇延曆十六年七月十一日。太政官符。禁二斷會集之時男女混雜一事。右被二大納言從三位神王宣一偁。奉レ勅男女有レ別。禮典彜倫。品類無レ差。名敎已闕。如聞黎庶愚闇不レ識二禮儀一。所司寬容曾無二誨導一。公私會集男女混淆。敗レ俗傷レ風莫レ過二斯甚一。宜二嚴禁斷勿一レ令二更然一。知而有レ違刑レ故無レ宥。牓二示路頭一普令二知見一(類聚三代格)。後花園天皇文安五年五月十六日。幕府(義勝)令して。匪徒の私に集會するものあれは之を告發せしめ。其窩主を罰す(東寺百合古文書)。

以上の制は現時のとは其趣旨を異にせり。然れとも當時其制令ありし事知るへし。又徳川氏の時。多數集合するは政府の禁する所たり。蓋し國事犯を謀る者を防ぐなり。明治十二年五月。官吏の公衆を集め政談をなすを禁す。十三年四月五日。集會條例發布せらる。曰。一。政治に關する事項を講談論議する爲め公衆を集むる者は。開會三日前に講談論議の事項。講談論議する人の姓名住所。會同の場所年月日を詳記し。其會主又は會長幹事等より。管轄警察署に届出て其認可を受くへし。二。政治に關する事項を講談論議する爲結社(何等の名義を以てするも。其實政治に關する事項を講談論議する爲結合するものを併稱す)する者は。結社前其社名社則會場及社員名簿を管轄警察署に届出て其認可を受くへし。其社則を改正し及社員の出入ありたる時も同樣たる可し。此届出を爲すに當り。警察署より尋問することあれは。社中の事は何事たりとも之に答辯すへし。前項の結社及其他の結社に於て。政治に關する事項を講談論議する爲めに。集會を爲さんとする時は。尙ほ第一條の手續を爲す可し。」三。講談論議の事項講談論議する人員會場及會日の定規ある者は。其定規を初會の三日前に警察署に届出認可を受くる時は爾後の例會は届出に及はすと雖も。之を變更する時は第一條の手續を爲す可し。」四。管轄警察官は。第一條。第二條。第三條の届出に於て。治安に妨害ありと認むるときは之を認可せす。又は認可するの後と雖も。之を取消すことある可し。」五。警察署よりは。正服を着したる警察官を會場に派遣し。其認可の證を檢査し。會場を監視せしむることある可し。警察官會場に入るときは。其求むる所の席を供し。且其尋問あるときは結社集會に關する事は。何事たりとも之れに答辯す可し。」六。派出の警察官は認可の證を開示せさるとき。講談論議の届書に揭けさる事項に亘るとき。又は人を罪戾に教唆誘導するの意を含み。又は公衆の安寧に妨害ありと認むるとき。及ひ集會に臨むを得さる者に退去を命して。之に從はさるときは全會を解散せしむ可し。前項の場合に於て解散を命したるとき。地方長官(東京は警視長官)は其情狀に依り。演說者に對し。一個年以內管轄內に於て公然政治を講談論議するを禁止し。其結社に係るものは仍ほ之を解社せしむることを得。內務卿は其情狀に依り。更に其演說者に對し。一箇年以內全國內に於て。公然政治を講談論議するを禁止することを得。」七。政治に關する事項を講談論議する集會に陸海軍人常備豫備後備の名籍に在る者。警察官。官立公立私立學校の教員生徒。農業工藝の見習生は。之に臨會し又は其社に加入することを得す。」八。政治に關する事項を講談論議する爲め其旨趣を廣告し。又は委員若は文書を發して公衆を誘導し。又は支社を置き。若くは他の社と連絡通信することを得す。」九。政治に關する事項を講談論議する爲め。屋外に於て公衆の集會を催すことを得す。」十。第一條の認可を受けすして集會を催すもの。會主は貳圓以上貳拾圓以下の罰金。若くは十一日以上三月以下の禁獄に處し。其會席を貸したる者竝に會長幹事及ひ其講談論議者は各貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處し。第三條の規程を犯したる者も亦本條に依る。」十一。第二の規程に背きて届出を爲さす。又は尋問する所の事項を開答せさるとき。社長は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處し。詐欺の届出を爲し。或は尋問を得て僞答するときは。社長は右罰金の外尙ほ十一日以上三月以下の輕禁錮に處す。」十二。第五の規程に背き。派出警察官の臨席を肯せす。又は其求むる所の席を供せさるとき。會主。會長及社長。幹事は各五圓以上五拾圓以下の罰金。若くは一月以上一年以下の輕禁錮に處し。警察官の尋問に答へす又は僞答する者は同罪に處す。再犯に當る者は拾圓以上百圓以下の罰金。若くは二月以上二年以下の輕禁錮に處す。」十三。派出の警察官より解散を命したる後。尙ほ退散せさる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金。若くは十一日以上六月以下の禁獄に處す。十四。第七の制限を犯したるとき。會主。會長。及ひ社長。幹事は貳圓以上貳拾圓以下の罰金。若くは十一日以上三月以下の禁獄に處し。其他情狀の重きものあれは其社を解散せしむ。其制限を犯して入社し又は臨會する者は。貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す。」十五。第八の制限を犯したるとき。會主。會長及ひ社長。幹事は五圓以上五拾圓以下の罰金。若くは一月以上一年以下の禁獄に處し。其社を退散せしむ。此事に關する者も亦同罪に處し。脅迫する者。及ひ罪再犯に當る者は。拾圓以上百圓以下の罰金若くは二月以上二年以下の禁獄に處し。其社長。幹事は一年以上五年以下結社又は入社を禁す。」十六。學術會其他何等の名義を以てするに拘はらす。多衆集會する者警察官に於て治安を保持するの必要ありと認むるときは。之に監臨することを得。若し其監臨を肯せさるときは第十二條に依て處分す。學術會にして政治に關する事項を講談論議することあるときは。第十條に依て處分す。」十七。前項の場合に於て治安を妨害すと認るときは。第六條に依て處分す。」十八。凡そ結社若くは集會する者。內務卿に於て。治安に妨害ありと認むるときは。之を禁止することを得。若し禁止の命に從はす。又は仍ほ秘密に結社若くは集會する者は。拾圓以上百圓以下の罰金。若くは二月以上二年以下の輕禁錮に處す。」十九。成法に制定する所の集會は。此限に在らす。」明治十三年四月六日第三號布告。今般第十二號布告の

通り集會條例被定候に付ては。從前集會結社候者も。右條例に依り更に届出へし。此旨布告候事。」明治十三年五月五日陸軍省乙第三十二號達。今般集會條例御發行相成候に付ては。陸軍々人竝に諸生徒にして右條例の制限を犯す者は。總て地方裁判所の處分に屬する儀と可相心得此旨相達候事(現行法律規則全書)。」明治十五年六月布告第二十七號を以て。集會條例中を改正追加し。十三年第五十六號布告を廢止す。(以上擧くる所の條文は。十三年第五十六號布告の全文に。十五年第二十七號にて改廢せし箇條を訂正して揭げたる也。)二十年十一月十日警察令第二十號。屋外に集會し。或は多衆列伍運動する者は豫め届出認可を得しむ。但官公私立學校の學行するもの及婚儀。葬式。神佛の儀式等從前の慣行に依るものは此限に在らず。二十三年七月二十五日法律第五十三號を以て。集會政社法を制定す。」次で二十六年四月。帝國議會の協贊を經て。新たに集會及政社法(法律第十四號)を發布し。從來の集會政社法を改正す。現行法則ち是れなり。」二十二年一月內閣訓令して。凡そ官吏其職務外と雖。公衆に對し政事若くは學術上の意見を演說し。或は之を敍述することを得せしむ。尤も各長官の監督に從屬せしむ。而して其法律。規則を以て特に制限せられたる官吏は此限に在らずと爲す。又二十三年大日本帝國憲法發布せらるゝに及び。其第二章(臣民權利義務)。第二十九條に。日本臣民は。法律の範圍內に於て。言論著作。印行。集會及結社の自由を有すと規定せり。以上は集會政社法の沿革を敍述したるものにして。以て其梗概を知悉するに足れり。猶セイダン及エンゼツの部を參看すべし。

ジフゴダイジ　十五大寺。拾芥抄に云。東大寺。興福寺(一守長者宅云云)。元興寺(又豐福寺。又建祖寺。又建興寺。十一面)。太安寺(元大官大寺)。藥師寺。西大寺。法隆寺。新藥師寺(聖武天皇)。大后寺。不退寺。京法華寺(光明皇后。號ニ法華滅罪寺一)。超證寺(眞如親王)。龍興寺。招提寺(新田部親王尹呂宅。鑒眞和尙爲ニ戒壇一)。宗鏡寺(實者崇敬寺)。弘福寺。已上。此外加ニ崇福寺(近江志賀郡號ニ志賀寺一)。梵釋寺(近江國志賀郡。延曆五正建ニ立之一。同十一年近江國水田百町勅施入)。檀林寺(嵯峨野。橘太后)。延曆寺(延曆七年始建立。白河帝寬治三五十二御幸。東塔根本中堂藥師。西塔釋迦。橫川觀音阿彌陀謂ニ之三塔一)。貞觀寺。元慶寺。仁和寺。醍醐寺。淨福寺。勸修寺(醍醐四右大臣定方建立)。謂ニ之二十五大寺一也。

ジフサムブツ　十三佛とは。不動。釋迦。文殊。普賢。地藏。彌勒。藥師。觀音。勢至。阿彌陀。阿閦。大日。虛空藏となす。

シフジ　習字。(テナラヒを見よ)

ジフソウ　十操とは。今の所謂樂曲奏法にして。雅樂にて古く稱せしものなり。歌舞品目に曰。十操。按するに。我邦所傳の樂曲の體。凡十種あり。これを十操と云。これを分て。七體三差と云。七體とは。曰大曲。曰中曲。曰小曲。曰仲絃。曰喘吠。曰曳累。曰連詞なり。三差とは。曰仲大曲。曰仲小曲。曰中吠といふ。この外に。亂詞あり。今この體裁をしりて。樂曲の十體を分別すれは。其弄吹節奏の法も。解し得ること易かるべし。卽ち南宮親王殿下(貞保親王)の撰み玉ふ十操記。當今に傳はれり。體源抄等の書中にも。これを載すと雖も。かつて明解なし。惟々太秦廣雄(林)。太秦昌隆(岡)の圖解評註。太秦兼陳(東儀)の註文あるのみ。其他よくこれを解釋する者きこへず。今姑く其說を抄錄す。」按するに。操は。もと琴曲の名にして。合吹奏樂の義に非ず。後漢曹褒傳に。樂詩曲操。以俟ニ君子一と。註に。劉向別錄曰。君子因ニ雅琴一。以致レ思。其道閉塞悲愁。而作者名ニ其曲一曰レ操。言遇ニ災害一不レ失ニ其操一也といひ。又文選李善注。引ニ琴道一曰。琴有ニ伯夷之操一。窮則獨善ニ其身一不レ失ニ其操一。故謂ニ之操一などいへば。琴曲にのみ稱するの名目なるを。此に假り用ひしものとみえたり。是此邦の古人のなせしものなるにや。【大曲】は十操記云。大曲。殊息强吹也と。今たいきよくと唱ふれと。古き物語などに。だいごくと云もの卽是なり。宇津保物語に。時に俊蔭勢かたかせを給りて。いさゝかかきならし大曲一つをつかまつるとあり。今傳ふるところ。大唐。高麗ともに四箇の大曲あり。所謂。皇帝。團亂旋。春鶯囀。蘇合香。高麗には。新鳥蘇。古鳥蘇。進宿德。退宿德を云ふ。この外にも唐樂には。元歌。阿嬌娘。盤涉。參軍等の曲を傳へけれと。笛の古譜存するのみにして。其傳は亡せぬといへり。愚按するに。從來この一體は數帖を兼れ併せたるものにして。漢土にても。漢魏のころよりも出來れるにや。太平御覽。引ニ蔡邕女訓一曰。舅姑若命ニ之鼓一レ琴。必正レ坐操レ琴。而奏レ曲。若問ニ曲名一則捨レ琴興。對曰ニ某曲一。小曲終則止。大曲三終。則琴有ニ大曲。中曲。小曲一也といへり。是は琴をいへとも。琴曲にすでにこの名目みゆれは。外の樂曲にも通稱すべきにや。又古今樂錄曰。傖歌以ニ一句一爲ニ一解一。中國以ニ一章一爲ニ一解一。王僧虔啓曰。古曰レ章。今曰レ解。解有ニ多少一。當ニ是先レ詩而後一レ聲。詩敍レ事。聲成レ文。必使ニ志盡一於詩上音盡ニ於曲一。是以作レ詩有ニ豐約一。制レ解有ニ多少一。諸調曲。皆有レ辭有レ聲。而大曲又有レ艷有レ趨有ニ亂辭一者。其歌詩也。聲者若羊吾夷那何之類也。艷在ニ曲之前一。趨與レ亂在ニ曲之後一と。これそのかみ。大曲は艷と。趨と。亂とを以て。其體を成せしこと知るべし。艷趨亂の三つは。畢竟今の

所謂序破急の類なるにや。其大曲の體は沈約宋書禮樂志に。其目十五曲あり。即満歌行、白頭吟等にして。古樂苑等にもこれをのせたり。其後唐宋の頃には其體も變革し。名も自ら異に、其曡類も繁多になりて。大遍。小遍なと稱せしとみえたり。【中曲】は、十操記曰。中曲始和終强息也と、樂家錄曰。中圖操、中曲拍子。尋常樂拍子也。按するに、これは大曲の帖數にくらぶれば。少なけれとも。緩吹のもの。大率一帖より八九帖に至るまでの曲を斥して。かく稱するにや。されとも序。破、急を具するもあり。又破急のみなるもありて。一様ならす。吾邦に傳ふる所。此體最も多きに居る。【小曲】漢土に稱する所の說。上にみえたり。十操記評註引二古記一云。小圖操。普通小樂拍子。扶南等也。按するに。樂曲の體。大約其主とする所は此三體にして、仲絃、喘吹等は變體とすべきにや。猶下條に詳にす。【仲絃】は。又延只拍子と云。十操記曰、仲絃。二重打也。評註云。仲絃の字義。仲は中也。絃は弦也。言本拍子二重打。中間延息差如レ張二弓弦一吹レ之べしとや。古記曰。仲絃操は。延只拍子。採桑老等也。云云、然れは。中曲吹レ之樂等。可レ用レ之。【喘吹】早只拍子と稱す。十操記曰。喘吹拍子。二重打間、從二仲吹一早也、末の息の重打拍子間二ッ許也。譬五拍子物也。是八多良拍子の樂と云也。評註云、古記曰。喘吹操。早只拍子也。云々。又號二於勢只拍子一也。倍臚。輪鼓。褌脫。蘇莫者以上以二三曲一爲レ本。故謂二之三喘吹一也。喘吹の字義。喘は、疾息也。せはしき義。吹はほゆるとよむ。則聲の義。故に本拍子二重に打間せはしき也。樂家錄曰。喘吹。大只拍子也、援頭の體也。【曳累】は、序體也。十操記曰。曳累。引重引重吹也。但息差引所和。重所强也、如二只拍子一。評註曰。曳累。都左樂之序吹也。但右樂之序吹各別也。即親王笛之案譜に云。右樂之序吹は中絃也。中絃は只拍子の事也云々。一本に。曳累作二戰累一非也。また樂家錄曰。曳累、序調子と。按するに。曳累は序のみにして。調子は少し様かはれるにや。下の連詞操は調子の吹方にて。曳累は。退吹を用ゆるとは同しけれとも。少しさまかはれるにや。連詞の條と、合せ考ふべし、さて累曳の種類には。（一）序、樂曲訓法、志與、按するに、樂曲一體の名にして、曳累とは其吹かたにつきて、稱するところなるにや。絃類は序彈といひ、管類は序吹と稱するは。俗稱なるへし。按するに。是漢土よりの名目にして。或は序引とも稱するにや。所謂大遍者。有二序引歌覾一と云もの是なるにや。（二）亂序。蘭陵王。還城樂には。亂序。一帖あり。案摩には。三帖あり。然るに、十操記に按摩亂聲は、連詞なりとあり、連詞の條と合せ考ふへし。（三）嗔序。又陵王の舞曲。囀の後にありとそ。龍鳴抄曰。亂序。これにおほひさまき。こひさまきある也、嗔序といふとあり。あろひとに尋ねしかは、さえつりの後。すこしまふをいふとそ申候。ひげとる所は。そこにある也。（四）莵序。又陵王の舞曲に於て、かたの如く。秘するものなり。龍鳴抄曰、八拍子也。すなはち八きれ也、はやきもの也。きたよりはしめて。にしにいたるまで。四方に二度つゝまう也。といへり、今は絕たり。（五）中序。續教訓抄に。春鶯囀の颯踏を。中序といへり。時元云。颯踏とは。序を云なりともいへり。淵鑑類函に約書を引て曰。霓裳曲。散序六變。無拍、中序始有レ拍といへは、散序には無拍。中序には。拍あるを。證とすへし。（六）散序。按するに。此邦に傳へたる曲の中に。散序の名みえす。散は。莵と同しきにや、（七）納序。右樂新鳥蘇。始めにあり。納の字義。未レ詳。龍鳴抄に。新鳥蘇、右の大曲と之をいふ。皇帝の答に、これをす。まつ。此かくを吹かんとては。納序をふく。これによりて。この樂を納序の曲といふ也、つぎに古彈をふくへしとみえたり【連詞】は。調子の體なり。十操記曰。連詞者。謂二是調子吹一者也。是連詞と云。又云、亂聲者。雖レ似二連詞一。是別。非二連詞一非二曳累一也。是亂詞云々。又安摩亂序者連詞也。評註曰。調子は、品玄、入調。臨調子。上調子等也、今連詞を按するに、調子吹は如レ序引重吹にもあらず。只何となく。つらゝゝと吹下すべきか。尤も五調子。各其姿、たとへあり、又不レ可レ不レ知二其様一也とあり。また連詞の種類には。（一）調子。管絃。舞樂共に用ゆる。拍子なき一體のものなり。其作法。先笙、次に篳篥、次に笛にして、吹法は退吹を用ふる者也。按するに。この名、漢土にあり。琵琶錄曰、段師曰。且請令レ彈二一調子一。乃調レ之。師曰。本領何雜。兼二帶邪聲一とみゆ。然れは。唐の時よりして有二此名一とみえたり。（二）品絃。今品玄に作る者は。省文なるへし。もと調法の名なりしを。いつしか管類にも用ゆるとになりたるにや。又唐の時より有レ之。琵琶錄曰。建中中。有二康崑崙一。稱二第一手一（中略）。崑崙驚曰。師神人也。臣少年學レ藝。時側二於隣家女巫處一。授二一品絃調一。後乃累二數師之藝一。（三）入調。笙の太食入調は殊に秘藏の者也。豐原時秋。新羅義光に授かりしと。續教訓抄等に詳なり。（四）上調子、樂家錄曰。上調子者、舞樂時、品玄三句吹終。舞人未レ昇二于舞臺一。則連二奏之一。註。類管自レ始付レ之也、上調子。臨調子、常誦、畧子字。而上調子。唱二加伞傳宇一。入調。唱二仁宇傳宇一。（五）臨調子。樂家錄曰。平調。上調。名二臨調子一也。樂譜記レ之。臨調子常畧子。而唱二阿加傳宇一。（六）小調子。篳篥の曲にして。最も秘曲也。樂家錄曰、古傳宇。（七）狛調子。教訓抄古鳥蘇の條に曰。謂二之高麗調子曲一。先欲二此曲奏一時。吹二高麗調子一。但依レ爲二秘事一。常吹二心調子計一。又此調子。興福寺。常樂會之後日。西樂門奏レ之とあり。又東遊のとき。もちゆるなり。（八）心調子。意調子、共に

シフツ

狛樂に用ふる一種の名なり。以上を七體といふ。【仲大曲】これより以下。三差なり。十操記曰。仲大曲拍子程間息差如二大曲一。但少和吹也。重註曰。仲大曲者。四箇の大曲々名二仲大曲一。是曰二中大曲一。無二指用一如二普通一。而不レ可レ吹二只拍子一云々。頗於二四箇大曲一。只拍子努々不レ可レ吹也。大曲樂破如レ之。評註云。仲大曲は。四箇の大曲の外に。夜半樂。朝小子體之樂を仲大曲と名く。常に好て只拍子を吹へからす。依レ與不レ用へし。尤仲絃。喘吹と見えし。其故は。如二甘州一。只拍子説あり。延只拍子也。春楊柳の如きは。有下吹二早只拍子一説上。號二大倍呂説一。又云。四箇大曲においては。只拍子努々不レ可レ吹とあれは。上に仲大曲は無二指用一者。如二普通一而不レ可レ吹二只拍子一と云て。堅不レ禁。故に四箇の大曲は。仲大曲に准すへからす。堅く不レ吹二只拍子一旨を註し給ふ。仍て重て大曲の樂破。如レ之と書下したまふ也。さて仲大曲の體は。即中八拍子也。樂家錄曰。舊記曰。謂二中八拍子一者。五常樂破。輪臺之拍子也。其法五常樂加二之諸桴三度拍子一也。如二延八拍子一也。輪臺加二之片桴三度拍子一也。加二早八拍子一也(中畧)。【仲小曲】は。十操記曰。仲小曲者。乍二小曲一可二閑吹一。無二末押息一隨レ時可レ用二只拍子一也。評註云。乍二小曲一閑に吹へしと云は。小曲拍子の少し緩やかなる體の樂を。仲小曲と云によて也。本小曲なれとも。少閑なる體を以て。仲の字を加事を知へし。隨レ時可レ用二只拍子一とは。可レ用二中只拍子一也。中の字を不レ書は。秘て口傳とし給歟。【中吹】は。十操記曰。中吹者。謂二喘吹一歟。或時有下用二只拍子一事上。雖レ然普通不レ可レ吹二只拍子一。喘吹之樂中。有レ用二只拍子等一也。口傳云々。抜頭。還城樂也。評註曰。此只拍子も。中只拍子也。文を替て上々仲吹と云。下には只拍子と書たまふなるへし。謂二喘吹樂一も或時は有下用二只拍子一事上とは。隨レ時。喘吹の中に。常用二中吹曲一あり。即拔頭。還城樂也。故喘吹の樂中に有レ用二只拍子等一也。口傳拔頭。還城樂と記せり。本喘吹拍子の曲なれとも。常用二中吹一によりて。また爲二中吹曲一。古記にも。號二仲吹一也。今常に喘吹拍子は。南都に用レ之也。中吹は天王寺に所レ用是也。故に俗に奈良樣。天王寺樣といへり。云々とあり。又此外に七體。三差に屬せざる奏法あり。同書にいふ。【音取(ネトリ)】古くは取音と書せり。又爾取に作る。これはすへて樂を爲しそむるのとき。先器物。各音聲を試むるか爲になす所の者なり。又こゑをとるともみえたり。木師抄云。管絃なす次第。先調子を笙いたす。音取をせす。次に篳篥ねとりす。笙の笛調子吹出してのち。いたく篳篥とくねとるは。心ちなきなり。笙の調子吹しつめては。おしつめて。位聞おほせて。ねとるべきなり。然はとて。いそきたゝんおりは。中ゝこゝろかるまし。心はせあるへしとあり。又龍鳴抄菩薩の條に。序をせんとするに。わうじきてふのこゑをとるなどいへり。また【小音取(コネドリ)】あり。樂家錄曰。笙音取。凡有二四品一。一曰二音取一。常所レ用者是也。二曰二小音取一。畧時用レ之。三曰二面音取一。在二平調。雙調。黄鐘。盤渉一。此音取所レ用之説。未レ考也。四曰。御遊音取。當時御遊時用レ之乎。近代者不レ用レ之奏二調子一也とあり。また【道行】とて。舞樂の時。舞人樂屋を出て。舞臺に行き向ふの間に奏する樂を云。龍笛樞要抄に。道行を。みちきと中畧して云へしと。殘夜抄に出たり。殘夜抄朝覲行幸にて。定たる舞。つねの事にて。別事なし。供御のまいる時は舞はず。みちきとて。舞人は入る也。出るに。立舞あり。按するに。龍鳴抄には。又みちゆきともみえたり。また【遊聲】訓法。由不勢以。龍鳴抄には。ゆせいとみえたり。皇帝及春鶯囀の初めにあり。又拍子なきものにして。其舞曲の道行に用ひ。御遊には。用ゆるをなしとそ。【破】樂曲訓法。波。又樂曲の一體の名。多くは。中曲の緩吹のものなり。破は破碎之義にして。曲中。次第に。節拍の細碎なるの義なり。又入破と云。按するに。此體古昔は趨と稱せしにや。【颯踏】は。訓法。佐津止。按するに。颯踏は。踏の字沓に作るへきにや。又一體の名にして。破と同しきにや。文選鮑明遠詠史詩に。賓御紛颯沓。鞍馬光照地の句あり。康煕字典衆盛貌といへは。音節促迫の姿を。稱するなるへし。颯踏。入破共に春鶯囀の曲中にあり。【急】は。又急聲と云。急聲は。訓法に。氣津志與とみえたり。春鶯囀最後に。急聲あり。又類箏治要に。蘇合急を急聲と記せり。按するに。通志樂畧。歌儛二十一曲の中。獨舞調嘯あり。註云。急聲也。今猶存とみえたり。又古昔にては。亂と云ものも。この急聲にちかきにやとあり。

ジフニヒトヘ　十二單とは。往昔女官の裝束なり。貞丈雜記に云。十二單と云名目も古より有し事也。源平盛衰記(卷四十三)女院は後れ奉らじと。御焼石と御硯の箱とを左右の御袂に宿し入。御身を重くして。つゞきて海に入らせ給ふ(中略)。彌生の末の事なれば。藤重の十二單の衣をめされたり云々。頭書に盛衰記は。葉室大納言時長卿の作也。然れば古堂上にも。十二單と云名目ありし事也。田舍詞にはあらず。唯心院(房通公)裝束抄にも十二單あり。增鏡正應三年睦月の一日(中略)。宮は。中こき紅梅の十二の御ぞに。同色の御ひとへ云々」とあり。又嬉遊笑覽に。今俗に官女の服を十二一重といひ。或はそれを非なりとして。五つ衣といひ。又五つかされと云ふ。倶に綾にて裏は平絹の紅なり。官女飾抄に。然るべき御方は。七つも八つも十も時によりて。かされられ侯。只今の人は。五ッより外はいたく用候はすと有り。云々(以下上の盛衰記等を引るゆゑ下略す)といへり。又一話

一言に故實拾要を引て○十二ひとへ紅袴(一)○單衣(二)○五つ衣(三袷袖五重之)○紅打衣(四)○小袿(五)○表着(六)○裲襠裳(七)○唐衣(八)○裳(九)○引腰(十)○掛帶(十一)○小袖(十二白)○右十二單女官の裝束也○禁色を聽さるゝ女房これを着用すと云々○」右にて十二單の名目を知るべし○

ジフニリツ　十二律とは○雅樂上に用ふる音名の總稱なり○歌舞品目に曰く○前漢律曆志曰○律有二十二○陽六爲レ律○陰六爲レ呂○黃帝之所作也と○天地自然の音聲をうつして○規則とせられしものなり○杜氏通典曰○律者法也○言陽氣施レ生○各有二其法一○又律者帥也○所三以帥二導陽氣一○使二之通達一○呂者助也○所二以助レ陽成一レ功とみえたり○また音樂畧解に○聲の呂律ある猶氣の陰陽ある如し○五音は陰陽の五行を生する也○十二調以下の稱○五行の萬物を生する也○故に天地間萬象森羅○陰陽外の物なく○五聲錯綜○呂律外の音なし○呂律とは○凡音聲の元質を總て稱する所の名なり○其中に就て之を分析するときは○音聲の呂に屬する者其數六○曰壹越○曰平調○曰下無○曰鳧鐘○曰鸞鏡○曰神僊○律に屬する者其數六○曰斷金○曰勝絕○曰雙調○曰黃鐘○曰盤渉○曰上無○この六呂六律を合せて○之を十二律と謂なり○扨この十二律を調するに○古來支那にては○三分損益と云ふとを唱へ○我邦にては之を順入逆六といひ來れり○今この法によりて○十二律の居位を定むれば○即ち壹越○斷金○平調○勝絕○下無○雙調○鳧鐘○黃鐘○鸞鏡○盤渉○神僊○上無となる也○而してこの十二律に宮○商○角○徵○羽の五音を配して○之を音樂の基礎となす○さて音樂の學理上にては○この五音を以て足れりとする所なれど○實地に於て○樂曲制作上なほ不完全を覺ふるにより○更に二箇の變聲を要し○之に由て始めて音律の完全なるを得たるものとす○古くは之を鹽梅といふ○音律口傳書に曰く○夫樂曲非二變聲一則不レ調○猶下有レ羹非二鹽梅之調和一則不上レ美○故以二二變聲一○爲二五音之鹽梅一○宮徵之潤色也とありて○本邦にて宮商角徵羽變宮變徵を合して○七聲と稱す(調子の部參照すべし)○さて樂律の事の○彼是見えたるを左に擧ぐ○樂說紀聞云○夫樂は天地神明に通し○高妙の曲なる故に○和漢ともに賞嘆し○昔は樂を用て旱には雨をふらし○霖雨に晴を祈れは○天忽に晴るとかや○斯る奇妙も皆自然の調子の爲す所也○調子に五音と云とあり○宮(中央に當る)○商(西方に當る)○角(東方に當る)○徵(南方に當る)○羽(北方に當る)是也○之を四季に比すれは○宮を土用とし○商を秋とし○角を春とし○徵を夏とし○羽を冬とす○五行に配すれは○宮は土○商は金○角は木○徵は火○羽は水なり○さて宮は壹越調なり○商は平調なり○角は雙調なり○徵は黃鐘調なり○羽は盤渉調なり○これを五調子と云○この五調子に七調子を加へて○十二調子と云○十二月に比して用ふ○壹越は正月○斷金は二月○平調は三月○勝絕は四月○下無は五月○雙調は六月○鳧鐘は七月○黃鐘は八月○鸞鏡は九月○盤渉は十月○神僊は十一月○上無は十二月の調子なり○十二調子の名は○上代日本にて名つく○何人の名つけしと云とは詳ならす○律呂は中華にて六律六呂と名つけしとなり○これも月に比すれは○大簇は正月(律とす)○夾鐘は二月(呂とす)○姑洗は三月(律とす)○仲呂は四月(呂とす)○蕤賓は五月(律とす)○林鐘は六月(呂とす)○夷則は七月(律とす)○南呂は八月(呂とす)○無射は九月(律とす)○應鐘は十月(呂とす)○黃鐘は十一月(律とす)○大呂は十二月(呂とす)○これなり○十二調子の內○壹越○雙調の聲は和なり○故に呂とす○平調○黃鐘○盤渉の聲は急なり○故に律とす○古書にも律を男に比し陽なり○呂を女に比し陰なり○吸急とす○爾雅に云○律調之分○律管可三以分二氣一也○これ律の字義なり○呂は字書にも○陰律の名とす○漢書律曆志云○呂旅也○言陰氣旅助二陽氣一也○又長也と註せり○律呂の事○委は史記○漢書○其外後漢書○晉書○唐書○性理大全を以て證とし見は○其大意を知へし○一說に呂の律に移る時を反音と云○何れも終は律なるへし○寒暑に依て手替る也○律寒呂溫なりとある○調子は前に記す所の宮商角徵羽の五音なり○此外に又變徵變宮の二音あり○變徵は上無なり○變宮は下無なり○」枝調子と云とあり○平調に(性調○道調)○黃鐘に(水調)○大食調に(乞食調)○壹越に(沙陀調)これなり○盤渉調○雙調には○枝調子なしと○夜鶴庭訓抄に見えたり○」五調子の傳と云とあり○宮(壹越調)をは○君に比す聲高し○人君に上にあり○其心淸く高かるへし○卑賤なるとはなし難きなり○商(平調)をは臣に比す○聲ひくし○人心はおごりやすき者なるに依て○隨分謙退し上を恐れ○謹て卑下するなり○角(雙調)をば民に比す○平調よりは聲少し高し○民は君の側には居すして離れ遠さかる故に○甚しく卑下謙退するは却て惡しとす○故に少し聲高なる體なり○徵(黃鐘)をは事に比す○雙調よりは聲いよ〳〵高し○黃鐘は夏の聲にして○事は農事なり○天下の事○農事より大なるはなし○是は農業耕作の最中にて野も山も事あり○繁榮に大なる時なる故に○聲も大なり○羽(盤渉)をは物に比す○聲高し○冬の聲なり○夏よりして草木長し○秋に至て木のみ熟し○冬藏りたる象にて○物大なるの義なり○冬なれとも一陽下に生して○春の陽氣を含む○故に聲高しとす○是を君臣民事物の五

シフニ

秘事として傳るなり。夜鶴庭訓抄に出つ。此外傳多し。

ジフヤ 十夜。十月五日より十六日迄を十夜といふ。無量壽經、此に於て善を修すると十日十夜なれは。他方諸佛の國土に善をなす。千歳に勝れり云々、故に十夜といふ。洛東鈴聲山眞正極樂寺眞如堂(天台)を以て始とす。本尊慈覺大師の作なり。此像靈驗によりて別時念佛を始む。これを十夜といふ。蓋し伊勢守貞國はしめてこれを修す(歳時記栞草)。

ジフリヤウ ゴボ 十陵五墓は。【十陵】三代實錄に近江宮御宇天皇山階山陵在二山城國宇治郡一。平城宮御宇天皇後田原山陵在二大和國添上郡一。桓武天皇柏原山陵在二山城國紀伊郡一。贈太皇大后藤原氏長岡山陵在二山城國乙訓郡一。崇道天皇八島山陵在二大和國添上郡一。平城太上天皇楊梅山陵在二大和國添上郡一。仁明天皇深草山陵在二山城國紀伊郡一。文德天皇田邑山陵在二山城國葛野郡一。太皇大后藤原氏後山階山陵在二山城國宇治郡一。贈皇太后藤原氏鳥戸山陵在二山城國愛宕郡一とす。【五墓】同上。贈太政大臣正一位藤原朝臣多武峯墓在二大和國十市郡一。贈太政大臣正一位藤原朝臣墓在二山城國宇治郡一。贈正一位藤原氏墓在二山城國紀伊郡一。贈太政大臣正一位藤原朝臣墓在二山城國愛宕郡一。贈正一位藤原氏墓在二同郡一。以上。」清和天皇天安二年及ひ貞觀十四年に定めたる所にて。毎年荷先例幣に與かる陵墓なり。長岡山陵は平城。嵯峨の母后。後山階陵は文德帝の母后。鳥戸山陵は光孝帝の母后。多武峯墓は鎌足(淡海公と云ふ說は當らさるか如し)。宇治郡の墓は冬嗣。紀伊郡の墓は長良の妻。愛宕郡の墓は良房夫妻なりと云へり。時代に依りて十陵八墓となれることもあり。時に變動あり。

ジフロク ラカン 十六羅漢。釋迦の門に羅漢果を覺る者。十六人を掲け。十六羅漢といふ。一賓度羅跋惰闍尊者。二迦諾迦伐蹉尊者。三迦諾迦跋釐惰闍尊者。四蘇頻陁尊者。五諾矩羅尊者。六跋陀羅尊者。七迦理迦尊者。八伐闍羅弗多羅尊者。九戍博迦尊者。十半託迦尊者。十一羅怙羅尊者。十二那犀那尊者。十三因揭陁尊者。十四伐那婆斯尊者。十五阿氏多尊者。十六注茶半託尊者なり。

ジフロク ムサシ 十六武藏。(ムサシを見よ)

シヘイ 紙幣は。正貨に代りて流通する所の通貨なり。後醍醐天皇北條氏を滅し。躬ら政權を執り給ひ。建武元年新に大内を營み費用足らす。是時楮幣を製し新錢を鑄て。國用に給したまふ(太平記。建武記)。これ紙幣の始なり。然れど人民之を便とせざるより。幾ばくもなく通用を絶ちたりとぞ。徳川幕府の時。元和年中大阪江戸堀河開鑿の時。銀七分の札を發行せり。貨幣史(藩札部)云、銀七分札は元和年間大阪に於て。江戸堀河を開鑿せし際。一時通貨となして用ひしものなり。表面に攝州大阪江戸堀河銀札萬民用之永代重寶也とあり。裏面に桔梗屋伍郎左衞門。紀伊國屋藤左衞門の印記あり。且塗抹の處あるに據れは。蓋し交換に付せしものならん。此の札は大阪人山科清五郎の藏する所にして。明治八年同所博覽會に之を出陳せり。實に慶長以來の舊紙幣と云ふべし(桔梗屋伍郎左衞門は清五郎の祖先なりと云へり)。又云。慶應三年中、兵庫開港融通のため。五畿内近國に行はんとして。既に百兩。五拾兩。拾兩、壹兩。貳分。壹分。六種の札、總計拾萬兩造りたる・と徳川氏の記錄に見えたれとも。未だ通行に及はすして、止みたり云々。」今上天皇慶應四年。紙幣數種を發行せらる。閏四月十九日の御達に。皇政更始の折柄。富國の基礎を建てんかため衆議を盡し。一時の權法を以て。金札製造仰出され。世上一同の困窮を救助したまふ思召に付き。當辰年より來る辰年まて、十三箇年の間。皇國一圓通用すへし。其仕法は左のことく心得へし。但通用日限は追て仰出さるへし。」金札製造に付き。列藩石高に應し。萬石に壹萬兩つゝ。拜借仰付けらるにより。其筋へ願出つへし。返納方は必す其金札を以て。毎年暮其金高より一割宛上納し。來る辰年まて。十三箇年にて上納悉く畢ふへし。」列藩拜借の金札は。富國の基礎を建てたまふの御趣意なる・とを體認し。是を以て產物等精々取り建て。其國益を引き起すへし。但其藩々役場に於て猥に用ゆるとを爲すへからす。」京攝及近鄉の商賈拜借を願ふものは。金札役所に願ふへし。金高等は取扱ふところの產物高に應し。貸渡すへし。」諸國の府縣始め。諸侯領地內。農商のもの拜借等を請ふものは其身元厚薄の見込を以て。金高を貸渡し。產業を立てしむへし。尤とも返納には。年々相當の元利を出すへし。但遐邑僻陬と雖も。金札取扱は京攝商賈の振合を以て取計ふへし。」拜借金高の內上納の札は。會計官に於て截斷すへし。但正月より七月迄に拜借い分は。其暮一割上納。七月より十二月迄に拜借の分は。五分上納すへし。右の御趣意を以て。即今不融通を補助したまふ仁恤の思召に付。心得違あるへからす。尤とも金札を以て貸渡し。金札を以て返納の仕法につき。引替は一切これなし。」此より年次を逐て交換の制を立らる。また銀行紙幣等も續々發行せり(銀行の條見るべし)。貨幣史に。抑々紙幣を造るの擧ありて。金銀貨幣と共に。海內普通の用を爲

し。人民一般に數寸楮。以て連城壁を動かすべきを知り。紙幣の紙幣たる所以を解したるは。太政官札を始めとすへし」といへるが如し。また諸藩にて領內だけに通用せし金銀錢の札あり。貨幣史(附錄凡例の要を採る)に云。藩札は慶長以降。諸侯各其の封內に於てこれを製し。以て國用の不足を資くるものにして。其法は草高竝に產物を憑據となし。之か準備に當て。幕府の許可を得て。之を施行せしものを云ふ。明治四年辛未七月十四日。廢藩令下る。是に於て藩札悉皆政府の負債とし。新紙幣を以て交換せらる。」さて明治の初より。紙幣に係る布告令達を記載せむは。極めて冗長に過ぐるを以て。悉く略せり。又貨幣史に藩札及明治金札等の圖を寫し出せり。就中藩札の如きは。其種類極めて多く。明治金札に至りては。大抵世人の知る所のものなれは。今悉皆之を省略せり(貨幣史に就きて觀るべし)。又横井時冬の日本商業史に曰ふ。慶應三年十月十四日。將軍德川慶喜大政を奉還せしを以て。同じき年十二月十日。大政復古を全國に告諭せらる。されども朝廷の土地は僅に。尺寸の禁領にとゞまり。幕府は名義上日本全國に對する政權を奉還したりと雖も。其直領八百拾九萬石內に於ける政權に至りては。毫も前日と異る所なかりき。この他諸藩といひ。社寺といひ。各其領地を所有し。朝廷は更に新領を得るの途なかりき。其後伏見鳥羽の變あるや。つひに明治元年正月。德川慶喜征討を布告し。ついて其領地を朝廷の直隷となす旨布告せらる。さはいへ。當時政府の歲入は。僅に七拾餘萬兩に過ぎず。東北地方賊徒猖獗を極め。出師征討の費用殆と貲られず。財政の困難いはんかたなし。時の參與兼會計事務係三岡八郎。全國の田畑石高に照して。紙幣を製造し。一時の急を救ひ。十三年の後に至りて。全くこれを回收し。代ふるに正貨を以てするの方案を建議す。この建議に基き。三岡八郎をして紙幣製造の事務を管理せしめ。京都府內二條兩替町銀座において。製造に着手せしめらる。これ實に我邦中央政府が。紙幣を製造,るの濫觴なりとす。つひに同じき年五月。この紙幣を發行す。世にこれを太政官札といふ(明治元年閏四月より着手し。明くる二年六月に至りて。全く製造し終れり。其製造高は四千八百九十七萬三千九百七十三兩一分三朱にして。この中九十七萬三千九百七十三兩一分三朱は發行せずして。燒棄に付したり)。【太政官札】を發行するや。人民其札に慣れざると。政府の信用未だ厚からざるとにより。流通最も困難を極め。從ひて其價格非常に下落して正金と併行すること能はず。當時紙幣の流通上。最も困難少き三都の地と雖も。紙幣百兩を以て。僅に正金四十兩に交換せしといふ。されば政府も勉めて。紙幣の流通を計り。まづ租稅金納の分。竝に諸上納金とも。紙幣を以て納むべき旨を令し。ついて紙幣の相場を立つることを禁し。紙幣と正貨との交換に打步を取りしものを禁錮の刑に處するに至れり。されども到底法律の力をもて防ぐこと能はざりしかは。遂にこの年(元年)十二月。紙幣は時の相場を以て流通すべきことを公許し。曩に紙幣の相場を立てし罪によりて禁錮せられし者を放てり。又租稅其他人民より政府に納むべきものは。正貨百兩に對し。紙幣百貳拾兩の割を以てし。月給其他政府より仕拂ふものは。一箇月中十日平均の相場を以てすることゝせり。さきに時の相場通用の令下りしや。紙幣の相場は益々高低し。紙幣の流通いよ〳〵梗塞することゝなれり。且政府自ら紙幣の價位を落して受授するは。財政上大に不利なるをもて。僅に五箇月にして。紙幣時の相場通用の主義を一變し。二年四月。紙幣と正貨と其間に差位を立つるとを禁止し。これと同時に。十三年の通用を五年に短縮し。引換の方法を明示せり。とにかく太政官札は漸次全國に流通せしも。壹兩以上多くして。壹兩以下のもの少き爲。民間日常の取引上頗る不便を感ぜしかば。政府は更に小紙幣數種(二分。一分。二朱。一朱)を從來の大札に交へて發行し。不便を除くことに決し。民部省通商司をして。其製造に從事せしめ。明治二年九月十七日。始めて發行を布告せらる。所謂【民部省札】これなり(二年十月着手し。明くる三年十月。全く製造を終れり。其の發行高七百五十萬兩なり)。右官省二種の札について發行したるを大藏省兌換證券。竝に開拓使兌換證券の二種とす。大藏省兌換證券は爲換座三井組の名義を以て。四年十月はじめて發行せらる。これよりさき明治二年五月二十八日。官省札の發行を三千二百五十萬兩に限止する旨を。內外人に明示せられたるを以て。その後官省札を增發すること能はざると。二分金の不通用より起りたる會計上の困難とを救濟し。併せて二分金の外出を豫防する爲。この兌換證券は發行せられたるなり(發行高六百八十萬圓)。又五年一月。開拓使兌換證券を發行せらる。前の大藏省兌換證券と同じく。三井組の名義なりき。明治二年七月。開拓使を建設せられ。北海道一圓を統轄せしめ。一方に於ては其開拓を勸め。他の一方において北門の守備を修められしが。充分なる資金を供給すること能はざるより。定額外の資金を得る爲。大藏省と協議して發行するとなれり(發行高二百五十萬圓)。其官省札とも紙質印刷兩ながら不完全にして。贋造のもの多く市場に顯れしかば。其

弊害を豫防し。且從來舊藩に於て發行せし金銀錢札（明治四年七月十四日。廢藩の擧あるに際し。政府は斷然藩札を廢止し。貨幣は天下一定の品によらしめらる。當時の調査によれば。札を發行せしもの。藩二百四十四縣。舊德川氏直領十四。旗下領九にして。金札。銀札。米札。錢札。永札。傘札。認絲札。轆轤札等大小種々あり。合計千六百九十四種。其流通高新貨に換算して。三千八百五十五萬千百三十二圓。其中維新後に發行せしもの。三百四萬七千八百八十六圓餘なりき）の如き。錯雜せるものを一掃し。國內の通貨をして畫一に歸せしむるため。つひに紙幣の製造を獨逸人ビー、トンドルフ會社に命し。壹億萬圓（この外豫備紙幣四千餘萬圓をつくらしめらる）をつくらしめ。五年四月より發行せらる。世にこれを【新紙幣】といふ（百圓。五十圓。十圓。五圓。二圓。一圓。半圓。二十錢。十錢の九種）。この新紙幣の豫備紙幣をつくらんが爲。獨逸より取寄たる原版を用ゐ。損傷札交換に供すべき。豫備新紙幣製造の工場を。常磐橋紙幣寮構內に建設せしめらる。この工場は明治十年七月。其工を始め。明くる年六月に至り竣工せり。政府は漸々この新紙幣を以て。官省札。舊藩札と交換せしめしより。人民何れも喜びて之を受授し。始めて紙幣に信用を置くこととなれり。これよりさき舊紙幣の流通盛なる頃。支那人及び諸藩の中にて之を贋造せしものありて。再び政府紙幣の信用を墜すの勢ありしかば。三府。橫濱。神戶に贋札改所を置きて。其眞僞を檢査せられしが。こゝに至りて全く贋造の弊を防ぎ。大に人民の信用を得たり。かくして八九年のころ。我邦各種の政府紙幣は。殆と新紙幣の一種に歸せり。されども大藏省はなほこの新紙幣にも三箇の缺點あることを發見せり。そは各種の紙幣其幅を同うして。金額の字樣を異にせざる事。且字形の細小に過ぎたるを以て描改し易き事。又其用紙機械製なるを以て彩色のよく浸染せざる事等なり。故に姦巧の手段を施せば。彩色を變更し。地紋を消滅し易し。加ふるに歐洲製の紙は脆弱にして破裂し易く。流通未だ年を經ざるに損廢に歸し。交換に無用の勞費を要する事多し。されば五年十一月。紙幣寮頭得能了介紙幣製造を外國に託することをやめ。本邦において製造することの必要を建議し。つひに其事に決せしかは。九年二月。府下王子村に抄紙局を設置し。諸紙試驗抄造の業に着手せしが。明くる十年五月。紙幣の川紙に供すべき。防贋の秘訣を存する一種特絕の抄法を發明することを得たり。こゝにおいて伊太利人キヨソ子を聘して。其版下をかゝしめ。さきに發明せられし精良不磨の米肉。靑肉を用ゐて。十二年五月。始めて外國人の手を假らず。獨立して完全なる新紙幣を製造することを得たり。十四年二月より發行して。漸々新紙幣（獨逸製）と交換せらる。これを世に【改造紙幣】と云。先づ一圓。五圓。十圓の三種を發行し。十五年半圓。二十錢を發行す。日本銀行設立以後政府紙幣を廢し。兌換證券のみとし。政府紙幣及び國立銀行紙幣は漸次交換することとせり。

シホ　鹽は。日常必須の食用に供するものにて。神代已に其製法あり。和漢三才圖會に。本朝燒二海鹽一處最多。播州赤穗。備前櫓野。武州行德。倶潔白味美也。小豆島。駿州田籠浦。攝州須磨浦。奧州松島。千賀浦。共古來鹽之名所也。若狹。越前亦稍好。凡造二未醬及醬油一庖厨日用者。如二赤穗鹽一輕白者佳也。淹二漬魚鳥一者如二灘鹽一重濁者佳也。奧州會津。米澤之夾山岨名二六十里越一處出二井鹽。有二大小二處一。相去可二三四尺。其外出二井鹽池鹽一處間有レ之」といひ。また和訓栞に。しほ。鹽をいふは。白穗の義なるへし。萬葉集に鹹鹽と見えたり。神代纂疏には鹽土老翁始て造れるといひ。西土には宿沙氏より始るといへり。はなしほと稱するは印鹽也。近來佐渡より戎鹽を出す。靑色也と見ゆ。戎鹽は土中より生し。石鹽は石より生し。木鹽は木より生する所といへり。前にも見ゆることく。播州赤穗は鹽の名產なり。阿州の齋田鹽また精品なり。阿州鹽田の沿革（德島縣報告）。德島縣阿波の國產なる食鹽は。板野郡撫養拾貳ヶ村。鹽田より產出するものを最良品とす。所謂本齋田鹽是なり。此外那賀郡答島浦村に大潟濱あり。同郡橋浦村に幸野濱あり。名東郡に南齋田浦村及新濱村。山城濱村あり。皆食鹽を出す。而して阿波國鹽田の起る。實に撫養鹽田を以て嚆矢とす。古記錄に。舊藩祖蜂須賀家政。初播州龍野を領す。領民多く食鹽製造を以て業とす。其の封を阿波に移すや。兵亂の後を承け。人民困弊を極め。遊手無產の徒多きを憂ひ。心を殖產利民の事に注きしか。板野郡撫養に斥鹵の地あるを察し。特に播州荒井鄕の人馬居七郞左衞門。大谷五郞右衞門等鹽業に熟練なるものを招き。自ら地を選み。區を劃し。以て其の工事を督せり。又撫養城番益田正忠に令して。國內遊手無產の徒を移して其の業に就かしむ。之を阿波鹽田の開基とし。名けて鍬島と云ふ。始めて鍬を用ふるを表するなり。實に慶長四年三月とす。尋きて一塲を闢き。財田と名く。殖產の意を彰すなり。今齋田と改む。初め馬居等の鹽かに拾五貫文を獻したる時。家政歡喜之を床上に置きて跪拜す。侍臣等竊に嘲笑す。家政顧みて曰く。汝等寡人をして貪吝錢貨を喜ふものと怪むと勿れ。曩に闢く所の鹽田は。他日以て我か阿波國を富ましむるに足るへしと。舊藩鹽租より生する貯蓄金を重寶金と云ひ。之を軍備に充つ。其の後家政出家して。封を至鎭に讓るも。堅く素

志を執りて鹽田を奬勵す。尋て大黑崎。小黑崎の二場成る。今合して黑崎と云ひ。鍬島。財田を併て財田四組と稱す。慶長十年。家政撫養地新創鹽田を巡視し。馬居。大谷を以て財田四組の里正となし。殊に至鎭の定書を授く。曰。板野郡撫養財田村新開の田租は六斗。畑租は三斗となし。荒地は永く藩有たるへし。而して其荒地に出る所の農工夫は。總て諸役を免すと。是より以降遊手無產の徒。四方より輻輳し。荒地萱野を開墾して鹽田とするもの日に月に夥しく。十二年に至り五場を增加せり。南濱。北濱。竹島。三石。安藝の神即是なり。竹島は後に高島と改め。安藝の神は明の神に作る。因りて從來の四組を併せて財田七組と稱す。而して黑崎は與からす。幾もなく鹽場成るもの三。立岩と云ひ。辨財天と云ひ。小島田と云ふ。此時に方り。始めて。鹽田を新築する時は。之を檢して年期を定め。租稅を徵せす。且堤防破壞し鹽田荒蕪するときは。又檢して更に年期を立て。無稅となすの法あり。故に民爭ひて鹽田開創に奮勵努力するに至りしなり。元和元年。淡路を加封せられしより。淡路人民の撫養鹽田に移住するもの少からす。同四年正月。至鎭國法貳拾三條を定む。其の第六條に於て稍〻他邦人の移住を檢束す。世之を壁書と謂ふ。是より先き益田飛驒を以て鹽令となし。馬居。大谷を以て財田全島の里正長と爲す。八年四月。益田飛驒定書拾三條を出す。畧に曰く。財田鹽屋中の訴訟は。宜しく其の村里正に於て處分すへく。內緣其の他を以て勸解するを禁す。若し鹽田となるへき斥鹵を發見せは。速に上言すへし。且何人を論せす新濱開創に着手し。爾來緩漫投棄に附するものは。更に成功せんと望む者に與ふへしと。寛永四年。裏書七條を定む。其一に曰く。財田中へ他鄕より移住 元和四年正月已前に在る者は。法度の如く處すへし云々。蓋移住者日に多く。爲に良民の營業を妨けんとを恐れたるなり。正保元年十二月。小鍬島の鹽場成る。之を小桑島と云ふ。以上の拾貳村を總稱して。鹽屋拾貳箇村と唱ふ。即今の撫養鹽田是なり。而して其製出する所の食鹽は。實に播州赤穗の製鹽に讓らす。慶安元年。國內の鹽田益〻蕃殖を致し。事務彌〻繁雜を加ふるを以て。爰に初めて鹽方役場を創立し。專鹽田の事を擔任せしむ。慶長年間より獲る所の製鹽租額詳ならすと雖。慶安より文化の間に在りては。一歲千金を下らさりしと云ふ。延寶五年。那賀郡大潟濱の鹽田成る。實に法を撫養鹽田に取るなり。明和五年。同郡幸野濱鹽場成る。又撫養鹽田に摸するなり。尋きて名東郡に四場を闢く。南齋田。新濱。山城濱。末廣新田と稱す。今新濱鹽と云ふもの即是なり。寛政年間に至り鹽租の外。特に食鹽賣買壹俵每に壹厘を出さしめ。之を貯蓄して鹽田隄防修繕費。若くは竈屋。水納屋等不虞の災害に備へ。若し災害を蒙る者あれは。其損害の大小及下附金額の多寡に應し。豫め年賦返償の法を定め。之を貸與賑恤す。此の金を稱して重寶金と云ふ。輓近に至り之に三朱の金利を徵して貸與するに至れり。文化七年。食鹽の國內に過剩あるを以て。初めて他地方に輸出販賣せしより。阿波國の名稱都鄙に鳴り。大に其の富饒を致すとを得たり。當時初めて食鹽の輸出を許すや。舊藩は正租一期收納の制を改め。更に鹽田を上中下の三等に別ち。又之を三段若くは九段に區分し。又食鹽賣買每に。壹俵銀貳分（即貳厘）を收入し。歲末に及ひ人別鹽田の正租と賣買鹽稅の金額とを通算加除し。過剩あれは則之を納民に返附し。不足あれは則之を未納者に追徵するとゝなす。然れとも食鹽製出の多き。常に過剩あるも。未曾て不足あるを見す。故に鹽田所有者は知らす識らす。正租と課稅とを過出し。歲末に過剩金の下附を受く。鹽業者其の利便を蒙る。實に細小ならさるなり。又其他の地方に之を積出すに當り。爲替金を貸與する法の如き。亦能く製鹽者に充分の保護を與へたり。故を以て其の製出高日に增し月に加はり。文化以來年に豐歉ありと雖。每歲製出する所百三拾萬俵より百四十萬俵を下らす。時に或は百五十萬俵の多きに。達することありしと云ふ。云々（明治十七年三月二十五日官報）。右齋田鹽の由來を知るべし。」燒鹽は素燒の壺に入れ燒たる鹽にて。通例の鹽より其味かろし。近來西洋製の鹽あり。また邦內にても其製法追〻精良に至れり。明治二十七八年戰後。臺灣新領地となり。國費增加せるを以て。鹽業事務所を臺灣に建て鹽稅を徵することゝなれり。

シホカラ　醢。和訓栞に。しほから。今昔物語に見ゆ。魚醬ないへり。鹽辛の義。醢也。わたしほから鯅鮧と見えたり。然れは鹽辛もふるく人の賞味する所なり。其品數種あり。海鼠腸は參河國に產す。からすみは肥前長崎に產す。雲丹は越前福井および近來北海道にて製出す。烏賊は相模小田原に產す。同く黑造は越前に產す。苗蝦（アミ）は備前岡山に產す。鰹の袋腸は常陸水戶に產す。水戶家より幕府へ進獻せる鰹肉を絹ごしにせる醢あり。甚高味也。

シホヒガリ　汐干狩。潮干は陰曆三月三日頃を以て其節とす。このころ汐干潟に出て。小魚を捕へ貝を拾ひて遊ふなり。其場所は。先つ關西にては和泉の堺浦。攝津住吉浦。又東國にては品川沖。芝濱及洲崎等の數所にあり。和訓栞に。しほひ。難波かたしほひとよめる歌。萬葉集に多し。三月三日。攝州住吉の濱に貴賤群集せり。筑前住吉神社にも此日潮干の祭ありといへり。土佐國櫻濱の硯石も此日

沖中にて打かきて取といへり」と見ゆ。また嬉遊笑覽に。砂底の貝をとるを。今はこれを、まきといふ。件の網を車にてまく故。大卷の意なるべし。萬葉集(三)「鹽干乃(今按に。方字の誤なるべし)三津之海女乃久具都持玉藻將苅率行見」。同集(九)「難波方鹽干爾出而玉藻苅海未通女等汝名告左禰」。和長記。延德四年二月二日壬午晴。今朝藤中入道室家依誘引詣住吉社。爲見物鹽干也云々。日次紀事云。三月三日海潮大乾。皇州堺浦特甚。故諸人競來拾蛤蜊執小魚。洛人亦赴。當日住吉汐干祭也。滑稽雜談に云。住吉浦汐干凡三月三日より七日までなり。汐干見物の蟄泥中の蛤をとるを。方言ににじるといふ。足にて踏或は棒の先にて突て。蛤蜊のある處を知をにじるといふ。洛陽集「前の魚あらはれ出し汐干かな。順也」。類柑子親「にらむひらめを踏むしほひ哉。晉子」。惣鹿子。三月三日。芝浦汐干。名所鑑(菱川繪本)。頃はやよひ三日。いさや鹽干を見物せんと。友とちより合。さゝなどをもたせて。芝の高繩手へ行。海てをみれば。人あまた集り居て。汐の干かたの蛤など取て遊ぶ云々。「がうなの家ひがた遊びやけふのるす」。「つうとはすゞやかたらしまや汐のけふ」。「けふぞ汐干いづのみさきにせきもなし」。「けふぞ汐干くむやせけんのいと(井歟)のうみ」。江戸には今は此月此日はかりにあらず。魚を突に出るもの。いつにても出るなりといへり。

シボリゾメ　絞り染。正しくは纐纈(シボリゾメ)なり。夾纈(イタジメ)。﨟纈(ラフゾメ)ともに。その染術ふるくより我邦に行はれ。いづれも精巧をきはめたり。【纐纈】は。支那にて上古よりこの術を傳へ。唐にいたり魚子纈など。稱するものありて殊に珍重せしが。我邦に於ても既に天智天皇の朝以來。この染術ありしかど。寧樂朝に至りて一層進歩し。繒又は綾類の地に鹿子絞。きり子絞。疊絞の如き染方をなすもの出づ。和漢三才圖會云。說文。纈繫繒染爲文也。切韻云。結帛爲文綵也。按紅夾纈(倍爾加乃古)。有紫黑淺葱茶色數品。細密結括繒。大者如乳頭。小者如丁子頭而染之。全無空處者。名總纈(俗云比豆多)。有山水花鳥者名道虛。如麻文者名麻纈。蓋麑皮文畧似。故名鹿子。其地綾子爲上。紗綾縠次之。」貞丈雜記云。纐纈と云は。くゝし染の事也。今時しぼり染といふ物也。大しぼりを云なるへし。纐纈の二字をさくとちとよむはあやまりなり。くゝしそめとよむ字なり。」また云。纐纈の二字をきくとちとよむにも。仔細あるへし。纐纈のしほり染は。水干長絹などの。きくとぢのふさの如く。丸くしぼり。染ること成へし。その形きくとぢに似たる故。纐纈を染たるを。きくとぢとも。いひ習はしたる物なるへし。」閑窓隨筆云。纐纈は。絹の地をくゝりて染るなり。雌結雄結ありて。纐と纈とは別なりと。延喜縫殿寮式に見えたり。女中の裳唐衣などにする事あり。むかしはよろひひたゝれにもせしにや。古き物語に見えたり。又目結も(今いふかのこ)。くゝり染にするなり。されども。後世のものにて。はれたゝぬもの也。高貴の女中は。褻の服といへども。鹿子はもちひられぬとなり。」言海に。かのこしぼりは。絞染の文に。白星斑ありて。かのこまだらの如きもの。かのこゆひ。かのこゆひ。又た總地にあるを。總がのこといひ。處々にあるを。むらがのこなどいふ」といへり。按するに。源氏關屋の卷に。色々のあをの。つきぐしきぬひ物。くゝりぞめのさまも。さるかたにおかしう見ゆとあり。源語梯に云。あをとは襖なり。裏あるをあをといへり。是は色々の布にすゞし裏など付たるなり。狩衣の中に狩襖といへるは必ず裏あり。ぬひものは繡ものなり。くゝり染は。纐纈とて。くゝりやうに雌雄ありて。纐と纈とをわかつよし也。めどりぐゝりの狩衣と見えたり。同しものなるべし(なほキクトヂの部に載す)。【夾纈】は。押纈ともいひ。俗に板じめとも云ふ。薄板に華章を鏤りぬき。其板二枚をもて繒を固く夾みて動くことなからしめ。其鏤りぬきたるところより。染汁を注ぎ入れ。後其板をとれは。華章顯るゝものをいふ。支那にては秦漢の間にはじまり。陳梁に至りて一般に行はれしが。五彩の如き精巧なる夾纈は。唐玄宗の時。柳婕妤の妹の創製せしものにて。當時唐の宮中にて行はれ。其製法を秘せしほどのものなりしに。これと同時に我邦にても二重染をなしたるが如き。精巧の夾纈を出したり。【﨟纈】は。支那人の蠟點纈にて其製一種にあらず。繒に蠟をもて華章を染め。後蠟を脫すれば文成るものあり。又華章を薄板に鏤り拔き。其板を繒に覆ひ。蠟をもて其華章に點じ染めて。後に蠟を脫すれば文成るものあり。これを共に﨟纈といふ。其の精巧なるものに至りては。二重染。三重染にせしものあり。今世に行はるゝ中形染。小紋染。友禪染は皆この﨟纈より出でたるなり。この種の染ものは推古天皇の朝に至りて盛に行はれ。專ら供御の用にあてさせ給へり。今日その斷片を奈良の正倉院等に傳ふ。【近世の絞り染】古代纐纈の染法は中絶して。唯僅に鹿子絞。豐後染の類のみなりしに。慶長中。尾張知多郡有松村の人竹田庄九郎。はじめて木綿絞を製す。ふるく【鳴海絞】といふ。今【有松絞】といふものゝ濫觴なり。夏時の服地として盛んに行はる。纐纈の下縫ひは專ら女子の手工なりしを。明治に入りて。機械を用ゐ。その形狀の異なるもの數種を出す。今左に源屋(東京京橋區尾張町新地有松絞店)につき調査せし。有松絞り

の種類を掲くへし。（一）三浦絞。これには白三浦。藍三浦。裏白三浦。追東風（チッコチ）。大三浦。給羽縫の數種類あり。此絞は往時。豐後の國三浦某なる者。尾州に來て始て製出せしと云っ 俗にむきみ。比翼。なまこ抔と云是也。（二）白影絞。これには蜘絞。唐松。白影。追東風等數種あり。此絞も又第二の祖にして。凡百年前より製出せしと云。小兒用專一とす。（三）養老絞は。紺養老。白養老。御納戸養老。二筋同。三筋。杉形。立枠。曙養老等數種あり。瀧の如き竪筋より成立。種々縫方あり。變化多し。現今は縫絲を機へ織込み。手工を用ゐず。（四）嵐絞。これには網。羽衣。玉簾。切散。布卷。碁盤。絲目。七寶。琴柱。玉影嵐。段嵐等無數の種類あり。此絞は明治十五六年頃より製出せしも。忽ち進歩し。目下八分通りは此絞の變化模樣なり。（五）筋（手寄せ九筋と云）。此には。柳。二度筋。八重筋。片寄。金通し。翠。胡麻殼。龜甲抔の數種あり。此も影より出しもの。近年の製出なり。世に行はる。（六）玉影絞。これは新玉影。玉紺段。等の種類にて模樣百出す。此絞は十年前に始まり。板〆絞へ嵐絞を加味せしものなり。多くは小兒用兵兒帶用に行はる廉價なれは也。（七）折染絞。雪花とも云。種類外になし。此絞の種類は一體にて大小又は飛々位の差にて。布を六出又は八出等に折りて染めしものなり。總て白地なり。（八）紺絞。これは鹿の子。疋田。螺旋。市松。紺段。給羽縫。縫等にして。模樣は數百種あり。此絞は影と同時代より製出して。從來實用的を專一に行はる。堅牢なれはなり。（九）紅絞。種類は別になし。此絞は近年の製出にして。染色は鮮紅と稱る染料にて染しもの。模樣は重に白影。嵐の類を染る。（十）改良。青柳。櫻。雨櫻。日本錦等數種あり。此絞は明治二十七八年頃製出せしものにして。一見は頗る手際よく上り居るも。手間を省くこと殊に大にして。發明人は特許又は意匠登錄抔を受け。一時は大に振ひしも。手間を省く丈染込み鈍く。他の絞に劣れり。（十一）吹入。これは嵐。又は改良等小模樣のもの丶。中形を置きたるもの。此絞も明治二十七八年頃より始りて。品質實用に適せず。以上有松絞なるが。このほか越後。筑前（博多）。佐倉（下總）。東京等。木綿絞りを出す。縮緬。絽等の絞り染は專ら西京にて出す。友禪（小紋。臈纈の一種）。板しめ等亦同じ。

シマ　志摩は。東海道中の最小國なり。廣袤東西凡三里。南北凡七里。之れを二郡に折半し。其の南にあるを英虞郡とし。北にあるを答志郡とす。答志郡稍々大也。明治二十九年法律第四十六號を以て兩郡を廢し志摩郡を置く。全土偏小。地脈西北より來りて。海表に盤亘曲折して。港灣を抱き。船舶必由の所たり。地味薄瘠。但し鱗介の產に饒なり。氣候溫暄。極暑九十五度。極寒三十三度。物產の主なる者。動物は鯛。鰹。鯔。鮮魚。海鰕。海參。鮫。鮪。鰆。鱧。鯖。鰻。鰤。比目魚。鰒。螢。貝類。植物は松。杉。楊梅。柿。茶。蕨。薇。煙草。和布。荒布。鹿尾藻。製造食物は鰹節。熬海鼠。海鼠腸。」本國一名島津國と云ふ（伊勢島の義也）。文武帝の時に至り。直廣肆高橋朝臣島麿を伊勢守に任し。併て本國を管せしむ。是より歷代。伊勢國守の兼治する所となり。寶龜三年四月。外從五位下縣造久太郎を以て。本國の守に任し。國府を英虞郡に置く（今の國府村）。建武中興。北畠顯能。伊勢國司を以て。本國を兼治す。國の豪族橘氏。鳥羽城（答志郡）に。九鬼氏波切寨（答志郡）に居り。皆北畠氏に屬す。橘氏相傳て宗忠に至り。嗣なし。鳥羽を以て。女婿九鬼嘉隆に畀ふ。永祿十二年。信長の大河内城（伊勢）を攻るや。嘉隆信長に屬し。艦隊に將とし功あり。信長仍て全國を賜ふ。關原の役。嘉隆西軍に屬す。其子守隆。東軍に從ひ功あり。因て本國を領する故の如し。寛永十一年。守隆の子久隆を。三田（攝津）に徙し。内藤忠重之に代り。鳥羽城に治す。天和の初。忠重の孫忠勝封を收められ。土井利益代て封を受く。是れより以降。松平乘邑。板倉重治。松平光慈。相繼き封を受く。享保中。稻垣昭賢之に代り世襲す。王政革新。更て鳥羽縣を置く。既にして之を廢し。度會縣より兼治す。尋て度會縣を廢し。三重縣の管轄に歸し。十七年一月。軍管疆域改正ありしより。更に第三軍管名古屋鎭臺。第五師管の管内に入る（兵要地誌）。

シマダイ　島臺。（コムイムを見よ）

シマナガシ　島流。（ハルザイを見よ）

シマムロクセムニチ　四萬六千日は。淺草觀音及芝愛宕神社にある祭典なり。此日賽する者は一回の功驗四萬六千日間の祈禱に同しと言ひ囃せり。江戶名所圖會に。淺草觀世音千日參は。七月十日の前夜よりあり。俗に四萬六千日參りと云ふとあり。此の日紅き玉蜀黍を賣る。之を天井に釣るし置けは。雷落ちずと云ふ（天保中板本。東都歲時記に。近年より賣り始むとあり）。今は六月十七日。十八日を用ふるにや。又愛宕社の四萬六千日と云ふことは。近代の事と聞けり。愛宕を勝軍地藏と云ひ。佛と看做せしより始まりし事なるべし。六月二十四日なり。此日青き小き酸漿を賣る。之を丸のまゝ水にて飲み下せば。小兒の蟲及び喘息に効ありとて求む。其の味苦ければ多少の効はあるべし。

シムオホハシ　新大橋は。東京日本橋區濱町二三丁目の地先より深川西元町へ渡る大橋なり。江戶名所圖會に。新大橋。兩國橋より川下の方。濱町より深川六間堀へ架す。長凡百八間あり。此橋は元祿六年癸酉。始て是をかけ給ふ。兩國

橋の舊名を大橋と云。故に其名によつて新大橋と號らるゝとなり。風羅袖日記。元祿五申年の冬。深川大橋なかばかゝりけるとき「初雪やかけかゝりたるはしのうへ。芭蕉」。同しく橋成就せし時「ありかたやいたゝいて踏む橋のしも。同」。また江戸官鑰秘鑑といへる記錄に。抑新大橋の濫觴は憲廟の御時にや。元祿六酉年五月六日。御城にて町奉行の詰番。能勢出雲守を中の間に御呼有て。御老中列座にて。被仰渡は。濵町水戸殿上り地深川元町へ新規に大橋可被仰付候。小普請方より掛りに申達置候得共。猶又其評議の上各掛りに被仰付候間。場所に有之候御材木百七十本請取。早速御普請可申付候者也。出雲守御請被申上。猶又色々伺筋の事抔申述べらる。此時普請方掛には北條安房守組與力安藤小左衞門。蜂屋彦太夫。能勢出雲守組與力深澤十太夫。福岡藤左衞門。下役。同心にては。安房守組よりは中田平右衞門。長谷川半兵衞。和田金助。野村彌兵衞。久保彦右衞門差出す。」新大橋御普請不日成就したるに依て。亥七月十六日。中山出雲守。川口攝津守を御城へ被召。新番所前溜にて。御老中列座阿部豐後守殿被仰渡は。今度深川新大橋恰好よく早く出來候段。奉行の者共精出し勤方宜しき故と思召。御褒美被下置候間。難有可奉存旨被申渡候。御褒美之品は秋元但馬守承候間。追て沙汰に及と御達し有之。翌十八日中の間にて。秋元但馬守殿奉行を御呼有之。昨日被仰渡たる御ほうび之品は。與力五人へ白銀五枚つゝ。同心十人へ銀三枚つゝ被下候よし被仰渡云々。」享保四亥年。新大橋御掛直し新規御普請被仰出。此時も町奉行懸りにて中山出雲守與力松浦彌二右衞門。山上八太夫。大岡越前守組與力萩野右太夫。福島仁兵衞奉行せり。此時御老中御掛は。戸田山城守殿なり。町奉行兩人へ山城守殿より御沙汰有しは。二月中の事なり。同年三月十八日。出雲守方内寄合に右與力共呼出し。出役之儀申渡。同年六月八日に鉋始して。同九月二十五日皆出來なり。凡晴天八十二日にて御普請成就せり。此時御入用高金六千貳拾七兩。大工は喜兵衞。清兵衞頭取にて出來る。本棟梁は掛らざるよし。享保五子年二月六日。町奉行を御城へ召され。戸田山城守被仰渡けるは。去年中新大橋御普請之節出役骨折出精に付。早速出來。一段に思召候。御褒美被下候段。御達には先例の通。與力四人へ白銀五枚つゝ。同心六人へ同三枚つゝ被下ける(但右御普請したる請負人は。靈巖島四日市町にて市川屋藤助。永島町白子屋勘七。飯田町菱木屋喜兵衞。町大工桶屋清兵衞。京橋炭町次郎作。南さや町新右衞門相つとむ)と見えたり。當時架橋の次第を略知すべし。

シムガウ　信號。合圖也。海上船舶にて相互の意思を通ずるには。萬國共通の信號を用ふ。其他氣象燈臺等皆信號に依る。鈴錄にいふ。和軍の合圖は螺。太鼓ばかりなるゆゑ。吹樣。打樣に樣々の曲節を付て細なる合圖とす。聞違ふ時は大事の合圖相違するなり。異國の法は音色のちがひたる鳴物なるゆゑ。一聲聞ても軍兵明かに會得すること巧法と云つべし。强ちに戚氏が法を守らずとも。兎角音色のかわりたる鳴物を用ゆること宜かるべし。又鳴鏑(カブラヤ)を射ることも。古の合圖なり。射手皆鳴鏑の鳴行方を射ること。史記の匈奴傳に見えたり。是等も用べきなり。又越後流に小龍(マトヒ)をふり合すると云もあり。其法。順振。逆振。左流(サリ)。右流(ユリ)。半左流。半右流むすび「本伍列(ホゴレ)の八なり。二の見に働けと云時。旗本の小龍を「の」字をかく如く。順にふる時。二の見にても同く小龍をふり合す。前備に働けと云時。逆振なり。左備に働けと云時。左流とて右より左へふり流す。右備に働けと云時。右流とて左より右へふり流す。乙矢備とて。左右備の後にある備を動す時。半左流。遊軍を使ふ時。半右流。何れも中より左へふり右へふるを半左流。半右流と云。旗本の小龍。大龍を一つに順にふるをむすびと云。諸手一同にふり合す。是は合戰入亂ちり〳〵になりたる時(二右後小先左前遊)。如レ此人數を聚る合圖なり。小龍を順に。大龍を逆にふるを。ほこれと云ふ。對重とて先二前(右小。旗本後。左遊)。如レ此立直す合圖なり。何れも先つ本大將より使者を立置て　其後如レ此龍をふると云へり。使を立るならば。此合圖なくてもありなん。只儀式はかりなりと見えたり。其上是を合圖とせんと思はゞ。遠處よりは順逆見分がたからん。左流と。半左流との差別。右流と。半右流の差別見えがたかるべし。畢竟太平の世の兵家者流。異國の書の片端を學び。此方に昇龍馬印と云品ならではなきを。それをば其儘に仕置て。其上へ異國にて旗の合圖ある眞似を取つけたく思て拵たるものなり。兎角遠方よりも人の目に早くうつるは色なり。五色にて分るより早きわざはあるまじきなり。細なる曲節は。旗も貝太鼓も。耳目のまがひとなるべし。又五十騎の一備に。昇十本と云はあまり數多し。大將の旗本に將軍家は八本。一旗の大將(五百騎より七百五十騎まで)は六本。一手の大將は(二百五十騎。三百騎)二本隊(ツイ)の旗ありと云。是は昇數少し。多少宜に不レ叶とは。畢竟戰國の古法に非ず。治平の代疊の上にて拵へたる故。如レ此なり。この隊の旗を五方の旗に直さば宜かるべし。但し戚將軍が法に。五色の旗幾品もあり。認旗は將校の馬印の心なり。色と寸とにて分つ。門旗。角旗は備を立る旗なり。この外に備にあてたる旗は。其備を使ふべき爲に是を立る。又五色を以て東西南北へ向ふ合圖にしたるともあり。故に五方の旗も品々あり。器械の卷にて考べ

し。當時此法を用ひば。昇。旗。吹流。幣馬印などに五色を分てまがわざる仕形。面々の了簡次第なるべし。且さいはいにて武者を下知すると云も。僅に五十百の人數ならでは。目の及ばぬ事となるを。何程大身にても。大將には皆さいはいを持すると。畢竟和國には小備を使ふ法許り有て。大軍を使ふ法なきと云事を不知。其小備を使ふ法を。大軍を使ふ上までに兵家者流が用たる故。如此の不埒ありと知べきなり。又唐宋の旗法に。青旗を擧れば。備を直陣に作り。白旗を擧れば方陣を作り。赤旗を擧れば銳陣を作り。黑旗を擧れば曲陣を作り。黃旗を擧れば圓陣を作と云へり。是は花法にて何の益なき事也。李靖が旗法には。五色の旗を五方の合圖にする事。戚氏が法の如し。兩旗を交れば五隊を合せて二百五十人一隊となる。五旗を交れば十隊を合せて五百人一隊となるとも云。又白碧の兩旗交れば。跳盪隊。戰鋒隊。駐隊の三隊百五十人一つに合せ。赤皂の兩旗交れば。其三隊又合て。四百五十人一隊となり。兩旗臥せば。分れて始めの百五十人一隊となり。兩旗散れば。又分れて最初の五十人。一隊となるとも云。又白旗を點すれば。左右に分れたる軍兵一つに合。朱旗を點すれば。又左右に分れて二となる。白旗を掉れば。軍兵細に分れて原野に滿ひろごり。隊伍の差別を分かず。朱旗を掉れば。本來の隊伍に返る。如此三たび合せて。三たび離し。三たび聚めて。三度散すと云へり。是皆軍兵の聚散分合の合圖を操練の上にてするに、色々の仕形ある事を云へるなり。いかやうとも其將の心得次第に約束を定置て合圖する事なりと知べし。謙信流に足輕を使ふ合圖に。足輕大將馬の乘樣。左懸(サケン)。右待(ウタイ)。りうご起し⧗。千鳥ぶせ〈〈と云事あり。異國に塘兵の合圖に。旋馬とて馬を輪にのる事あり。此類のこと宜に隨ていくらもあるべきなり。異國の法。千鳥がけのことを之玄曲折と云。之字。玄字を草書に書たる形に馬をのると云意也。又按するに。謙信流。貝。太鼓の作法。迎貝と云は。出陣の時着到。櫓の前にて勢揃ありて。首途の貝を吹。是也。七五三の貝を吹出し。色をあらせ次第に强く吹切る。七五三とはひい〱　〱〱〱〱是七ゆり。ほを〱〱〱〱是〱〱〱是七こゑ。ひい〱〱〱〱是五ゆり。ほを〱〱〱〱〱是五こゑ。ひい〱〱是三ゆり。ほを〱〱是三音。合て七五三なり。詰貝と云は敵。味方。一戰を取結ぶ時。芝居を詰る貝なり。鬨の音を旗本七度。總軍五度。旗本總軍共に三度上る。貝も七五三の貝を鬨に吹合す。其次に遍唄の作法ありて。其時三ゆり。三音を三度吹く。是を九字と云なり。其次に矢入鳴鏑を射て。それより鐵砲を始む。よせ貝と云は。夜白によらず。俄事のある時。人數を集る貝なり。ひい。ほを。ひい。ほをと陰陽を吹合せ。七度と。五度と。三度と是を三重と云。人の集り切るまで。三重を幾段も吹なり。揚貝と云は敵を追放し人數を引上る時。五ゆり。五音を吹く。いかにも靜め程拍子を合せ。五ゆりの內は敵を睨へ。鑓を構へ跡しさりにじりじりと引。五こゑの時鑓をかつぎてかへる也。用心貝と云は。夜中陣屋にて亥。子。丑の三刻に吹なり。ゆりあらに四二三と吹なり。宿直貝と云は陣屋を打立時。丑の下刻に一度。此時をくる。寅の中刻に一度。この時軍兵身固をする。卯の上刻に一度。此時打立つ。三段共に何れも九字なり。送貝と云は。實檢濟て陣屋を打立ち。歸陣の時。三五七と吹く。是をもごしと云なり。打上げを強く。次第ににほひを専に吹納るなり。又太鼓の打樣。序の渡り。破の渡り。眞の渡りは前に見ゆ。この外人數を進むるには三充。三度。是を九字と云。人數を押留る時はせぎを打つ。せぎとは捨音をかしら強く。あとよはく。てん〱〱〱と打捨て。其後つゝてんてん〱てんと押ゆる。人數を折敷時はをりを打つ。をりとは是も捨音を打て。其後つてん〱てん〱と打なり。折敷たる人數を起立する時は。是も捨音を打て其後てん〱〱〱〱と七つ打也。足輕を開て鑓を入るゝ時。捨音をつつてん〱〱と三打て。其上はてん〱〱と幾つもきざみを打なり。是をかけりと云。勢揃の時はそろひを打つ。そろひとは緩急に隨ててん〱〱〱といくつも打なり。此法。曲節多く繁多なる事。治世の作りものなりと知るべし。その內貝の作法は。取捨心に任すべし。」歷代記(自天文十五年至同十七年)。號日吉元服記。城の本人。出羽守も加勢の人々も不叶して。是れも城中より笠を出し。いろ〱曖(アツカヒ)て(天文十六年丁未三月二十二日に城をあけてわたしける。又同年五月五日より藥師寺與一が楯こもりし芥田川城責らる。晴元も讃岐守。畠山總州も自身打たち。數日取卷せめたまへば。此城も叶はずして。笠を上て降を請ひけり。按するに笠を出し。笠を上るといふは。降を乞ふしるしなるべし。(南畝莠言)。」又【烽火】は。天智三年。於對馬島。壹岐島。筑紫國等置防與烽とあり。又崇神帝四年和軍新羅を伐つ。新羅白旗を建てゝ降伏の信號とせし事あり。今日の戰爭。合圖に喇叭。鼓を用るを號音といひ。小笛を用るを信笛とし。信號とは手まね。或は旗をふり。信號火藥を用ゐ。音聲を借らずして意を通ずるをいふなり。

シムガク　**心學**は。神。儒。釋の三教を湊合して道德談となせる一種の教にて。一に道話といふ。天明。寛政年間より初まりて。一時世に大に行はれたり。北窓瑣談に。近き年。心學といふ事行れて。其講釋には聽衆甚多く三百人。五百人に及べ

り。最初を石田勘平といふ。此人の時はいまだ甚だしからず。其弟子を堵庵といふ。俗稱を手島嘉右衛門といふ。此堵庵の時より大に行はれ。門人も多く諸所に出て講說す。余も二席其講釋を聽り。甚だ殊勝の事にて。世に益有る講說也。堵庵の弟子を道二といふて。此人また其師に勝りて大に行はる。三都ともに其學館を開きて。常に心法を學ぶ。其學館を某舍々と名付け。京にも四五ヶ所有り。婦人。小兒などの耳にも入り安く說聞せて。孝弟忠信の事より。家業。商賣。家產。儉約。農業耕作の事に至るまで。手近く敎ゆる故に。是にて中惡き家内も。此講を聞きしより家屬むつましく。わんぱくなりし小兒も。父母を尊敬する事を知りて。手習ひを精出し。酒與に耽りし手代も。俄に篤實謹厚の行ひになりし事。余常に甚はだ多く見及べり。其高弟に敎ゆるには。禪學の頓悟に似たる事有りて。少し奇僻の筋にも入るにや。只一通りの講釋は。平穩正當にて大に世敎を助け。人間に益有る學なり」と見え。また武江年表。寬政三年の條。京師の手島堵庵が弟子。中澤道二(京西陣絲屋隱居龜屋久兵衛)。江戶に來りて。茅場町なる醫師前田一貫が宅にて心學を講じけるが。次第に聽衆集りける故。神田相生町向の片町に參前舍を建て。講談の所とす。道二翁道話と云る書。數篇梓に鏤て世に行はる。參前舍は今に相續して講談絕る事なし。」右の書ともに云る如く。心學は殊勝なる敎法にて最も俗耳に入り易く。婦女子などには至てよき道びきなり。道話の書も世には多く公行せり。日本倫理史稿に云ふ。心學は。德川氏の中葉。風俗頹廢の際。主として下層社會敎化のために。唱道せられたるものにして。神。儒。佛三敎を調和して。一派を組織せるものなり。開祖石田梅巖は。將軍吉宗の時代において。始めてこれを唱へ出したるが。後。門人慈音尼蒹葭。手島堵庵。中澤道二。布勢松翁。柴田鳩翁。奥田賴杖。平野橘翁等その業を紹ぎ。就中堵庵。道二の際に。全盛の域に入れり。梅巖の著に「都鄙問答」。「齊家論」あり。その道の說明に曰はく。日本紀に云ふ。天照大神手づから寶鏡を持たして。天忍穗耳尊に授けて。これを視つて曰はく。吾が兒この寶鏡を視ること當に猶吾を視ますが如くなるべし。床を同じくし殿を共にし。以て齋鏡となすべしと。この天照大神は。神璽の御德より寶鏡。寶劍の御德見はれたまふ御神なり。中庸に所謂。誠なるより明らかなる。これを性といふものにして。天道なり。天忍穗耳尊は。中庸に所謂。明らかなるより誠なることを敎といふものにして。敎に由りて神璽の德に至りたまへば。寶鏡。寶劍の御德は。その中に籠りたまへり。この寶鏡を視ますこと吾れを視るごとくせよとのたまへば。寶鏡を直に天照大神宮とも拜すべし。床を同じくし。殿をともにすとのたまふは。寶鏡の御德をはなれたまはずば。代々の君。天下を平らかに治めたまふべしとの御寶勅なりと拜すべし。この理を知らずして事を行はゞ。君としては國を亡ぼし。臣としては家を亂だし。政道正しからずして。無益の物を殺し。人欲肆まゝにして無道を行ひ。五倫五常の道に背き。出家は五戒を破り。佛の道に背くべし。世法を治むるは。聖人の道にあらずして何を以て治めんや。故に儒道。佛道。老子。莊子に至るまで。盡くこの國の相とするやうに用ふることを思ふべし。心學はもと。中江藤樹に出で。陽明學の變體なり。その目的とする所。一に德性を養ふに在り。されば苟もこれに資すべきものは。所謂儒道。佛道。老子。莊子。敢て一に偏せず。深く自他に拘はらざるなり。この學に取るべき所は。その學理にあるにあらず。實に躬行實踐を力めたる點にあるなり。近畿に於ては梅巖につぎて手島堵庵ありしが。堵庵の弟子中澤道二におよびて。これを江戶に傳へ。時恰も樂翁公が銳意勤儉。尙武を以て風俗矯正を策せる時に際したれば。公の政治に力を合はせて。下層の敎化をつとめたり。道二はじめは他人の家に僑居して講演せしが。聽衆常に室に溢れ。心學の歡迎愈盛なるに及びて。參前舍と稱する講舍を立てゝ講演を開くに至れり。「道とは何ぞ。雀はちう〳〵。烏はかあ〳〵。鳶は鳶の道。鳩は鳩の道。君子その位に素して行ふ。外に願ひ求めはない。その形の通り勤めて居るを。天地和合の道といふ。柹の木に柹の出來るも。あい〳〵。栗の木に栗の出來るもあい〳〵と。口舌言はず。たゞ素直に和合の道。この外に道はない。それが神道。それが佛道じや。この外に道といふものはない。聖人は天地同根。同性なるゆゑ。一切萬物を心として。その外に別に心はない。學問といふは。その道理を明らめるのじや。君子の學は廓然たる大公。物來りて順應する。心は虛靈不昧にして。萬事に應じて跡なし。たゞ應ずるばつかり。主人に向へば主人ばつかり。親に向へば親ばつかり。この心は平等一枚。己れがく〳〵はない。この道理を合點したを。佛家で成佛の相といふ。これを道ともいふ。道といふは順應するばかり。(道二道翁話)。」君子その位に素して行ふ。武士は武士。町人は町人。百姓各々その本分を盡くすを道とすと敎ふ。階級制度の世には最も。適切なる敎といふべし。道二の後ちに有名なるは。柴田鳩翁なり。鳩翁道話にいはく。「聖人の道もチンプンカンでは。女や子ども衆の耳に通ぜぬ。心學道話は。識者のためにまうけました事ではござりませぬ。たゞ家業におはれて隙のない百姓や。町人衆へ。聖人の道あることをおしらせ申たいと。先祖のこゝろざしでござりますゆゑ。隨分詞を平うして譬

シムカ

をとり。あるひはおとし話をいたして。理に近い事は神道でも佛道でも。何でもかでも取りこむでおはなし申します。かならず輕口ばなしのやうなと御笑ひ下されな。これは本意でござれども。たゞ通じ安いやうに申すのでござります。古歌に「つく〴〵とおもへばかなし。いつまでか身につかはるゝ心なるらむ」。成ほど。心が主人となつて。身を家來としてつかふ時は。皆道にかなひまする。身を主人として心をつかひますれば。心をすつると申すものじや。心が身につかはれますると。いつまでも道にはづれて。みな身贔負身勝手になりまする。」「としを經てうき世の橋を見かへれば。さてもあやふくわたりつるかな」。何さま人間一生の間には。大事にもあひ。大地震にもあひ。大雷。大風。洪水。飢饉。その外おもひがけない災難をかうむる人もあるもの。中々一つはとしのよられぬものでござります……。古歌に「深山木のその。すえとは見えざりし。櫻は花にあらはれにけり」。人の心は耻かしいものでござります。事のないときは善も惡もおしなべて。同じにみますれど。事にあたると。そのおのれが平生のこゝろざし所作の上にあらはれて。芥子ほども。隱されませぬ。天網恢々疎にして漏らさずといふて。天の網は至極ゆるやかなやうなれども。中々もらすものでござりませぬ。因果歴然用心せにや成りませぬ。」又心の修養の必要なるを說きて曰はく。「我が本心は明かな。明德は曇つては居ぬ。洗濯するには及ばぬと思ふ人があるものじや。これを譬へて申しまするに。私のやうな目くらが一人旅をして。心易い旅籠屋にとまり。あすの朝は七つ立をさして下されと賴む。亭主も心得。朝早うたゝせまする時。目くらは旅の支度をとゝのへ。杖を持つて出やうとすると。亭主がいふには。まだ夜深いに提燈をおもちなされ。おかし申しましよう。何をいはつしやるか。盲か提燈を以て何にするもので。いえ〳〵おまへにはいりますまいけれども。くらがりをとぼ〳〵御出なさると。往來の人が行きあたりまする。それで提燈をお持なされと申す事じや。成ほどそれじや。私は行當られども。得て目あきがつきあたる。さやうならおかし下されいと。提燈をさげて道五六町出ました所が。向ふから來る人が目くらにはたと。ゆきあたりました。そこで大に腹を立てゝ。おれにつきあたつたやつは目くらか。向ふの人も疳癪にさはりて。おれは目くらではない。そういふおのれがごう目くらじや。イエ〳〵。おれは目くらじやけれども。人にはつきあたらぬ。おのれが目くらに極まつた。向ふの人もいよ〳〵腹立てゝ。おれを盲といふ證據は何だ覺えがあつていふのか。おゝ覺えがある。おのれを盲といふ證據は。この持つてる提燈が。已れが目にはわからぬじやないかと。ずつとさし出す提燈の火は。宿屋を出た門口で疾うに消えて仕舞うてある。なんと氣の毒な盲ではござりませぬか。火もともさぬ眞黑な提燈をさげて。これでも。あきらかなと思うて居るは。本心を見失うて身勝手な心を本心じや〳〵と思ひ。洗濯せうとも愼しまうとも思はぬ人に。よく似たもので御座ります。どうぞ御互に火は消えてはないかと。これは吟味がいたしたいもので御座ります。」概千篇一律たゞ譬喩を斬新にするのみなれば。さのみことごとしくは擧げざるべし。以上を以て。心學が如何なる組織を以て成れるものか。如何なる社會を以て。感化の目的としたるか。如何なる道德を鼓吹せしものなるかを明らかにするを得べし。たゞ下層社會をして。義に進ましめんとするにあたり。義の義なるが故に。進むべきよりも。寧ろ義の利なるが故に進むべしと勸めたるは。所謂利己主義の類なりといへども。これたゞ對手が對手だけに。利によつて之を誘ふより外に。手段なかりしものならん。抑々學問といへば。經書の類を講ずるより外なく。これも訓詁の末に趨りて根本の修養を缺きたりし時に當り。日常處世の道を。所謂おとし話の如き趣を以て。極めて平易に說き含めしは。德性の修養。その法を得たるものなり。されば下層社會のこれを奉ずるもの。年々に多く。遂に全國に普及したり。而してその所說の最。當時に補益ありし點は。知足安分を教へしにありて。實に階級制度における適藥たり。」以上日本倫理史稿の記す所なり。

シムガク　清樂は。近世支那より傳へたるなり。風俗畫報第百號に坪川辰雄が記せし所。其の要を得たれば左に抄す。清樂の本邦に渡來せしは。實に文政年間なり。而して其後流を分ち派を別けて。東京派。大阪派の二となれり。其本邦に傳播せし起因は。【大阪派】に於ては。當時荷塘一圭。曾谷長春といふもの清人金琴江の清樂を能くするを聞き。就て其指法を學びしより。平井連山。其門に入りて其派益々行はるといふ。【東京派】に於ては。長崎の醫士某の次男穎川連(春漁)といふもの。清客林德健に就きて其蘊奧を極め。天保年間江戶に出て。鏑木溪菴。石田月香(鍵屋半兵衞)。藥籠師不卜齋(彫刻家)等に傳授し。漸く傳播して今日に至ると云。されば大阪派。東京派と流派を分つと雖。要するに其本清國人より傳習せしものなれば。兩派に熟達せるもの〻合奏する時は少しも差別なきが如しと雖。偶二三の門人の合奏するを聞くときは。大に異なるものあるが如きを覺ゆ。其甚敷に至りては已が長を誇り。他の短を譏り。終には爭論相生し。交通せざる者あるに至る。亦是非もなき事なり。左に記すは明治初年に神祇官より明清樂の儀を司馬滕(水野侯儒

者）へ尋ねられしに因り。同人より書出したるものなり「明清樂委曲可申上旨奉畏候。然る處私家內の者共へ少〻稽古爲致候得ば。私儀は弱年の節。同門の學友。江州の處士大岡廉平と申者。明笛を翫び候に付。讀書の餘暇一二曲習受け。其後九州遊學中。長崎表へ見物に罷越し。一兩月滯留仕候に付き、松野傳十郎と申者に從ひ。又〻兩三曲も傳へを受け候事にて。此技の上に心得と申候ては。聊も無之次第に候事故。御受に殆ど當惑仕候。乍併無下に御斷り申上。萬一奉輕蔑候樣相聞え候ては。甚以て奉恐入候に付。雜書中見當り候儀と親敷見聞仕り候儀と取合せ。左に奉申上候。【明樂】は。八九十年以來の事にて、長崎表の譯官。來舶人より或は一曲或は二曲と傳習致し來り候由故。樂器等備具不仕由。樂章は魏氏樂譜に據り。三百篇を始と致し。唐宋以下の詞餘にて御座候、外に曲と稱し竹葉體の者致附着居り。正曲。小曲。都合七八曲も可有御座候。大畧笛を誦歌に合せ候て、折〻は月琴を彈き、雲鑼を打ち候者も有之候也。多分節奏參差合期不仕。依て私弱年の頃。少〻致流行候地方も當節は致し候人も承り及ひ不申。先つ廢絶と申候ても宜敷と被存候。【淸樂】は。年月の處確と申上兼候得共。文政年間の事に候哉。林德健と申候來舶人有之。長崎の譯官潁川連（號春漁）。致傳習。其より世間へ流傳仕候由。【樂曲】當時俗間流行仕候は、大小三十曲にて御座候、曲名は婦女子も口舌に唱へ候間相畧候。【樂器】凡十一品。【笛】兩種にて。竹紙の音取有之候を。長嘯と名付け。竹紙無之を龍笛と名付け候。製作は明笛と同樣にして。律少〻高く御座候。【洞簫】本邦の一節切（ヒトヨギリ）に類し。孔表裏六つ有之候。【琵琶】古樂器の琵琶と形相類し候へ共、餘程小く相成り、且つ柱も多分有之候。【月琴】普通相用候外。阮咸の遺方と稱へ候品も有之。併し當時用ゐ候者無御座候。【蛇皮線】本邦三線の本の由。形並音色大に相違御座候。但琵琶。月琴。蛇皮線共。彈き候撥を義甲と稱し候。【胡琴】本邦胡弓の本の由。製作は大相違仕り。音色も殊の外に御座候。【提琴】先の胡琴同樣の品に候得共。形ち三倍の大さに相成り、音色少〻濁り候。【木琴】十六板にて御座候。【揚絃】銅絲絃を用ひ候。往時二十五絃の處。近頃は十三絃に致候事に御座候。【樂曲】當時流傳仕候。三十曲の外猶有之候間。左に奉申上候。」笑調令。桃林宴。富貴連。朝天子。南京歌。巧韻串。嗩吶皮。西皮斷。翠賽英。串珠連。二凡串。蓬萊島。親母鬧。紗窓（右雅曲十四曲）。」三國史（關羽の一段內三曲は普通相奏候）。水滸傳（林中夜奔の一段、外に七八曲も有之候やの由に御座候得共。未だ承り不申候）。雪裏梅。孟浩然（踏雪尋梅の一段）。雷神洞（宋太祖。趙玄郎小娘を敘ふの一段）。仁宗不認母（宋仁宗哀告の一段）。（右五曲は大曲にて御座候）、當地三十年前、女子一兩輩。月琴。胡琴位を指南致し候者も可有之哉の由に候得共。世に聞へ候迄には至り不申。鏑木溪庵。鍵屋半兵衞、藥籠師何某程の力にて。一時流行致し候、其內渡世に仕り候者は。溪庵一人にて御座候、同人は諸樂器の穿鑿も屆き、荒增合奏の規律も立候由。然る處同人死後。手に手我々にて誤謬取交。自分免許の人許と相成候由。右の次第にて候得ば。恩み旁〻指南致候者は格別。渡世に致候丈の業前とても無之事故、當時渡世人は御座ある間敷被存候。併し御府內には廣く御座候に付、如何可有御座候哉。右の件〻聞見仕候荒增申上候也。明治四年、司馬滕。」鏑木溪庵は江戶の人にして。廣く清樂を傳播せん事を勉めたりしかは、當時縉紳の門に入るもの百を以て數ふるに至り、終に今日の如く隆盛を來せしなり。氏は明治三年。歲五十二にして歿しぬ。同九年氏の息、七五郎といふもの。追福會を向島長命寺に開くに當り。師の知己。高弟等之を贊助し。集まるもの數千人の多きに至り、傍ら茶湯を饗し。師の靈魂を慰めぬ。此時同寺內に一の石碑を建設せり。安政六年。溪庵は一冊の曲譜を著述し。名けて清風雅譜と云へり。これ本邦清樂書冊を著はしたるの嚆矢とも云はんか（是れより先陳□□著述の清風雅譜なるものありと雖も、僅〻二三に過きす）。其書に蘭僊眞人の題字、南溟の阮咸を彈く圖を挿入し。讃に川勝蓬仙史の。一代阮咸創物千年元澹是知音の文字あり。次に雲洞月香の合作。鴻作老人の序文を載せ。跋には匏軒及び溪庵の文あり。卷尾に左の如く附記す。以て其正派なるを知るに足らん。」操阮十戒十二欲。頭不可不正。目不可邪視、耳不可亂聽、手不可不潔。身不可不淸。容不可不肅。坐不可不端。足不可不齊。席不可談笑。行不可失禮、神欲思閑。意欲思足、貌欲思恭。心欲思靜。聽欲思聰、視欲思明。調欲養性。曲欲適情。操欲斷弦、按欲入品、急欲思緩。緩欲思促。」阮有宜操、遇知音。逢可人、對道士。處高堂。在宮觀。坐石上。登山埠。升樓閣。居舟中、息林下。遊水湄。値二氣淸明。」阮有不宜操、風雷陰雨。日月交蝕。近闤闠、對娼妓。夜事後。衣冠不整。香案不潔、不洗手潄口。腋氣嗅喉、」載するところの曲目は左の如し（○印を附したるは曲中歌あるものなり。參考の爲めに記入す）。「韻頭。韻頭環。韻頭串、○算命曲。○九連環。○茉莉花、厦門流水。○月花集（紅綉鞋とも云）。久聞歌、漫板流水。○四季曲。散花樂。○平和調（賣魚娘とも云）。如意串。○魚心調（報花名とも云）、德健流水。○哈々調（鐵馬行とも云）、補缸匠。○金線花（秋江別とも云）。○銀紐絲（雲間月とも云）。平板調、○三五七。○將軍令（三五七共に尼姑思還と云）。流水調。西皮調。二凡調。溪庵流水。○碧破玉（送二嫂とも云）。○

桐城歌（採子報とも云）。〇雙蝶翠（曹府宴とも云）。〇四不像（灞陵別とも云）。」溪庵流水は自作の曲にして。實に氏の如きは斯樂に妙を得たる一奇人と云ふべし。前述溪庵氏の著述に次ぎ。明治十六年森田廉士の校閲に係る富田溪蓮著作の清風柱礎あり。其曲目は左の如し。

員頭連。緊板。朝天子。花園奔馬。十八模。素綾臺。柳雨調。〇紗窓。燕子門。八板。富貴連。斷板。親母開。行板。泊船肝胎。噴吶皮。連同。〇南京調。桃林宴。光虹調。板尺。十送郎。潺湲調。胡蝶飛。平板串。大過埸。中過埸。流。青陽壽。班本二王。流水曲。交板。櫓歌。蓬萊島。〇鳳陽調。度春來。睡蝶起。梁苑調。六凡。龍爭玉。湘江溶。〇昭君。笑調令。西皮斷。霜降郎。小樓範。清憂玉。三黄調。石上水聲。西調。倒捲珠簾。遊板。功韻串。三字令。二王引。四美圖。要楳。科挿串。倒板。雁兒落。脩板（富田溪蓮の作）。（〇印を附するは歌唱あるものなり）。

同年富田溪蓮。清風雅唱乾坤の二冊を編纂したり。本編は清樂の歌唱を載せしものにして。當時著述するに當り。門人某を清國に派遣し。又其頃官立東京外國語學校の教授たりし。清人張滋昉に就き。語音を正し以て編纂せしものなり。其書に載する處の曲目は前記清風雅譜中の〇印を附したるものなり。翌十七年六月。清風雅唱第三編を著し。卷首に五音十二律配當竝に横簫。洞簫の圖を挿む。其曲は雷神洞。林中夜奔。孟浩然なり。亦明治二十一年二月に至り。富田溪蓮の校閲にして。溪蓮門人友田章蓮の著はせる。清風雅唱外編といへる書發兌せり。其目次は。

紗窓。鳳陽調。十二紅。仁宗不認母。萬壽寺宴。月宮殿。武鮮花。要楳。厦歌。翠賽英。三國志（碧破玉。雙蝶翠。桐城歌。串珠連）。纂先師（廉士。溪蓮。兩人撰）。四愛景（溪蓮撰）。秋江月（琵琶行と云。溪蓮撰）。璋州曲（溪蓮撰）。將軍令（溪蓮撰）。十八模。

以上なり。其後溪蓮の著作に係る清樂譜集全書といふ册子出でたり。本編は各樂器の性質に隨ひ。曲節の緩急伸縮を明瞭に附したるものなり。溪蓮の門弟中には巨公紳士多く且つ帷を下して教授するもの又頗る多し。當時溪庵流（即ち東京派）にして稍名あるものは。前記の諸氏の外に四十有餘名の多きに及びたりき。中に溪蓮門生として中井出一溪女史の其技に熟達せしは。既に世人の知る所にして。舊軍樂隊御雇の佛國人某々等。氏の門に入りて熱心に清樂の傳習を受け。而して其曲中の優美なるものを採り。軍樂々譜に編入せしことあり。又女史は佛國樂曲中ル、ビヤツク（露營）といふ曲を清樂々譜に編製せり。以て女史が技を覘ふべきか。後小林氏に嫁して教授を廢止せり。

シムキウ　賑給。貧困なる賤民に米錢を施し賑はす事なり。古より年の凶饑なとにて賑給の事ありしは枚擧に遑あらす。古代例年五月に賑給とて貧民に米鹽を給せらるゝ公事あり。公事根源に。これはいやしき民に米鹽なとを給ふ也。京中の條里小路を分て檢非違使承て是をひく。米鹽の勘文なと申事の侍也。大臣陣につきて是をさだむ。欽明天皇の御宇よりはしまる。季春の月に天子倉廩をひらきて貧窮の者に給ふといふ事禮記の月令にも侍にや」と見えたり（キウジユツ。ギサウ等參考）。

ジムギクワム　神祇官。上古祭政一致の時に當りては。中臣。忌部の二氏專ら神事を執行ひしが。孝德天皇の朝。始めて神官頭を置き。小華下忌部首作賀斯を以てこれに任し。神事を掌らしめたり。惟ふに世況の開發するに及び。隨て諸般の事漸く繁多に赴けるにより。遂に祭政の分離するに至るは。時勢の然らしむる所なり。文武天皇の朝。大寶令を制し。神祇官を置き。太政官の上に班せり。蒲生氏の職官志に云く。

【神祇官】天種子與二天富一。夾二輔帝室一。致二孝祀於內一。以施二於有政一。而其子孫竝皆受二官族一。曰二中臣一。曰二齋部一。亦能世二先業一。無レ廢。崇神帝方畏二天威一。懼三常瀆二神器一。其六年命二豐鍬姬一祭二諸笠縫邑一。垂仁帝二十一年。命二倭姬一奉二神器一。自二笠縫一遷二于伊勢一而廟祀焉。中臣連之遠祖曰二大鹿島一。實始爲二之祭主一。中臣氏之支族。有二大中臣氏。卜部氏一。與二齋部一以二三姓一稱。共世二祠官一。一自レ置二神祇官一。而伊勢祭主獨奉二天照皇廟一。職始分焉（繼體帝元年。遣三神祇伯等敬祭二神祇一。皇極帝三年。拜二中臣鎌子神祇伯一。其時蓋官制依レ舊。所謂神祇伯。即是祭主。及二白鳳四年一。以二小華下齋部作賀斯一爲二神祇頭一。注曰。今神祇伯也。凡稱レ頭。寮之長官也。大化之官制。神祇蓋未レ曰レ官歟。即其前有レ伯。或所二追稱一也。安閑帝元年。有二大膳卿膳臣大麻呂一。卿是省之長官也。天智帝十年十二月。大炊省有二八鼎一鳴。併觀レ之。則當時八省諸職諸寮名目。竝似レ不下與二新令一同上。不二獨神祇乃爾一。故存レ疑備レ考）。夫祀。邦之大典。是以。其敍レ官也。神祇處レ首。所レ貴二於王道一者。於レ是乎見。」神祇伯一人從四位下。大副一人從五位下。（職原鈔。大少竝有レ權。權者員外也）。少副一人正六位上。大祐一人從六位上。少祐一人從六位下。大史一人正八位上。少史一人從八位下。（〇宮主。見二於養老二年六月一。置未レ詳二其始一。蓋一人。〇史生。養老四年六月。置二六員一。延喜式部式同レ之）。〇神部三十人（集解云。中臣。忌部之人也）。卜部二十人（義解引二考課令一曰。占候。醫卜

効驗多者。爲二方伎最一。而長上。番上。色制不レ分。因知二卜部二十人。長上約在二其中一。員數依レ式處分。類聚三代格。寶龜六年五月勅。卜長上者。簡二定卜部中推卜尤長者二人一。永爲二恒例一。延喜神祇式。凡宮主取二卜部堪レ事者一任レ之。其卜部取二三國卜術優長者一。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人。若取二在レ都者一。自レ非二卜術絕羣一。不レ得二輙充一)。使部三十人(軍防令。取下內六位。以至二八位以上一嫡子。年二十一以上上。爲二三等一。其下等爲二使部一。又詳載二於大舍人寮注一。式部式。凡諸司使部。神祇官及大膳職。彈正臺。左右京職。各十五人。此於レ令並三十人。則延喜省二官員一。從可レ知也)。直丁二人(賦役令。凡仕丁每二五十戸一取二二人一。其一人者充二厮丁一。三年一替。若本司籍二其才用一。仍自不レ願レ替者聽。〇按。仕丁即直丁。以三身直二官省一。名爲二直丁一。靈龜元年四月制。諸直丁經二二十年以上一者。預二考選之例一。憐レ勞也)。【伯】大常卿。大卜令。相當從四位下。是は神祇のかみ也。伊勢大神宮以下の神事祭禮をつかさとる。昔は高家の人々是に任す。中古已來は王氏とて姓も給はらぬ。今の伯か藂任するなり。公達の殿上人なとは。神祇官なとは思ひさけたるなり。大方王孫は四世にて。五代にあまりぬれば。王の數にもあらす。今は數代の王孫なれば只姓を給らぬ計にて。淸華の家にはあらず。其御後と申計にて王孫の由なり。【大副】大常大卿。從五位下。【權大副】。【少副】正六位上。【權少副】已上神祇のたいふせふとて。當時は卜部。中臣の輩なと任す。諸社の神主なと任せす。よの常の人はならす。」【大祐】大常丞。從六位上。【權大祐】。【少祐】。【權少祐】以上同しき神祇の輩先つ是に任す。仔細上に同し」。【大史】正八位下。【少史】從八位上。【權少史】以上任官の仔細同し。」【祭主】百官には入されとも。次にしろし侍る也。伊勢大神宮の事をつかさとる。昔は可然人もなりけるにや。今は一向地下の者にて有なり。二位。三位なとになれとも昇殿なとする事はなし。」以上職原抄に記す所なり。神祇伯を王と云ふ事。一條院萬壽二年。花山院の皇孫源延信を神祇伯となす。是より以來此家を以て神祇伯と定められ。他は任することなし。伯に任すれは王と稱す。明治維新まて然りと久保季滋の考に見ゆ。【神祇省】明治元年二月五日。神祇事務局を置き。同四月二十一日。之を廢し神祇官を置き。同四年八月八日同官を神祇省と改め。同五年三月十四日。同省を廢し教部省を置く。同省廢止と共に。祀典關係の儀は式部寮へ。宣教關係の儀は教部省へ(後內務省へ)引渡されたり。

ジムグウ 神宮。(ジムジヤを見よ)

シムコウセム 進貢船。(ミツギモノ。カイゾク。グワイコクボウエキを見よ)

ジムゴジキ 神今食は。每年六月。十二月兩度の祭式にて。元正天皇靈龜二年中に始りて御代々に絕えず行はれしが。近代は廢絕せるよし也。鹽尻に應永二十二年六月十一日。月次。神今食。上卿中納言源光顯卿云々(中原康富記)。當時亂世といへども。神今食。駒牽等行はれしが。後世荒廢す。」和訓栞に。神今食。元正紀に始て見ゆ。私記に。古者謂レ木爲レ介。故今云二神今食一者。古謂二之神今木一と見えたれは。もとしんこんげと呼しにや。年中行事に。六月十一日。天皇幸二中和院一。奉二天照大神一。手躬調二齋膳一以祭レ之と見えたり。十二月祭。同日也。神嘉殿に幸して。夕へより曉まて御親しく祭らせたまふ。即月次幣を諸神に奉りて。公にては諸神を親ら祭りましぬ。よて相嘗祭といへり。神今食とは新嘗に對へてつくる字なるへし。四時祭式に。相嘗祭とある。即此事なり」と見ゆ。御式の次第は。公事根源に。御神事は一日よりはしまる。戌刻に行幸有。先大忌の御湯をめす。卜にあひたる上卿陣に着て。辨をめして諸司の具否をとふ。小忌御燈を供す。もとの火を消てともしあらたむ。上卿。宰相。少納言。外記。史卜にあひたる人小忌をきる。近衛司藏人も皆きるべし。行幸の時。御輿は葱花なり。鈴の奏なし。中和院に行幸なりて。神嘉殿の大床子の御座につかせ給ふ。御ゆの後釆女時を申。內侍髮あげて。神殿に參りて寢具を供す。これよりさき左右近のつかさ。殿の東西に陣を引。開門。闈司なとはてゝ。上卿以下神殿の前につらなりたつ。左右近の中將おの〳〵一人すゝみてくつをぬき。引箭をときて。南の戸の左右の帳をかたくうち。はらひの箱。さか枕。八重疊なとを上卿參議辨少納言。外記史次第に是を供す。內へとり入ぬれは。かもんのかみ參て。神座をしく。南枕にして。先一丈二尺のたゝみ。其上に六尺のたゝみ四でう。枕のかた二帖はうらあり。其上に九尺のたゝみ七帖。其上に八重たゝみしく。九尺の中一帖をいさゝか東にひきいてゝ。うちはらひのはこをおく。さか枕は八重たゝみの下に枕にしく。內侍まゐりて御ふすまを八重疊のうへに奉る。御くし御あふきそばにおく。御沓御あとにおく也。內侍退きて神殿に入御あり。神座の東にたつみむきに半疊を敷て御座とす。主上御面をたゝしくしてつかせたまふ。此間の儀は人しらぬ事共なり。神のすこも御すこもなと敷て。神膳を供せらるゝ儀有。白黑の御酒まゐりてもと柏にてそく。なうらひの御はん御きまゐりぬれば。宮主祝と申。御手水は事始まらぬさきと事はてゝと二度あり。大かたは大嘗會の神饌の儀に同し。とら一に又曉の御ぜんまゐる。さきの如し。神祇官にて行るゝおりは。先官廳へ行幸なりて。

帛の御裝束奉りて。神祇官へなるなり。神饌の程は近衞の幄にて神樂あり。よひの程。とり物韓神まてうたふ。よもすがらうたひて。還御の程。御輿の左右にうたひて供奉す。聲たえす千歳をうたふ。いと興ある事にや。この神今食の義は年に二度なり。伊勢天照大神を勸請申されて。天子御みつから神饌を供せさせ給ふにや。靈龜二年六月よりはしまる」といへり。尙其詳かなることは。江家次第に觀ゆれども。右にて足れるを以て玆には畧せり。

ジムシム ノラム　壬申之亂。日本歷史問答に云。壬申の亂は天智天皇の御子大友皇子と。御弟大海人皇子との皇位を爭ひ給ひしより起る。大友皇子は英才にして博學なりければ。天皇之を愛して皇太子に立てられ。政務を習はせ給へり。天皇の病重らせ給ふに及び。御弟大海人皇子を召して後事を托し給ふ。大海人固辭して僧となり吉野に入る。天皇崩し。大友皇子位に即くに及びて。大海人皇子吉野を出て丶伊勢に入り。大に東國の兵を發して近江に入らんとす。天皇之を聞き。諸所に防戰し給ひしが。遂に利なくして山前に幸して崩したまへり。御年僅かに二十五。是歲壬申に當りしを以て。これを壬申の亂と云ふ。亂平きて後。大海人皇子位に即き給ふ。是を天武天皇となす。大友皇子は弘文天皇と追謚し奉れり。

ジムシムバイバイ　人身賣買は。古より行はれたることにて。其禁制も頻々公布せられたり。然れとも。其實止むを得さる事情より起れるもの歟。表面には種々の理由を設くれど。內實は人身の賣買なるを免れず。今その古今の例を畧載せむ。天武天皇五年五月甲戌。下野國司奏。所部百姓遇二凶年一。飢乏欲レ賣レ子。而朝不レ聽矣。また持統天皇五年三月癸巳詔曰。若有二百姓弟爲レ兄見レ賣者一從レ良。若子爲二父母一見レ賣者從レ賤。若准二貸倍一沒レ賤者從レ良。其子雖下配二奴婢一所上レ生。亦皆從レ良 夏四月辛丑朔詔曰。若氏祖時所レ免奴婢既除レ籍者。其眷族等。不レ得三更訟言二我奴婢一。按るに。これは孝德天皇大化元年の詔に。男女之法者。良男良女共所レ生子。配二其父一。若良男娶レ婢所レ生子配二其母一。若良女嫁レ奴所レ生子配二其父一。若兩家奴婢所レ生子配二其母一。若寺家仕丁之子者如二良人法一。若別入二奴婢一者如二奴婢法一。今克見レ人爲二制之始一とあるを併せ考へて。人民良賤の等を知るべし。良賤の事は日本紀通證に。東學指南名編二戶籍一。案本二齊民一謂二之良一。店戶倡優官私奴婢謂二之賤一。又刑統賦釋曰。貴賤之賤君子有レ時居レ之。良賤之賤小人亦恥レ爲レ之。又准二貸倍一沒レ賤者とは貸倍謂二貸借之利倍一也。韓文柳州俗以二男女一質レ錢。約不二時贖一。子本相侔則沒爲二奴婢一と云るにて明か也。」又法曹至要抄に。賊盜律云。知三祖父母。父母賣二子孫一。買者各加二賣者罪一等一。」又條云。賣二二等卑幼及兄弟。孫。外孫一爲二奴婢一者。徒二年半。子孫者。徒一年。即知レ賣者各減二一等一。」又條云。即私從二奴婢一買二子孫一。及乞取者准レ盜論。乞賣者與二同罪一」按レ之賣二買子孫等一親之事。律條設レ例。各從二改正一。共可レ科レ罪也。」かく刑律を設けし事なれば。已に戶令にも。凡家人所レ生子孫。相承爲二家人一。皆任二本主駈使一。唯不レ得二盡レ頭駈使及賣買一とあり。さて人身賣買は。かく嚴禁なれとも。奴婢賣買の事は。公許したる事と見ゆ。近時增田于信の奴婢賣買の一篇。如蘭社話に載す云。人文未開の時は主從の區別甚嚴重にして上下の權利大に懸隔す。故に同じ人間ながらも。主人は奴隸を視る禽獸に異ならす。終に奴隸を以て一の財產となすに至る。故に未開の國にては必ず奴隸賣買の事ある也。我が邦にては上代は奴婢の賣買を公許したり。當時寶典として施行せられたる令を見てこれを知るへし。さて當時奴婢を以て財產と同視したる例は戶令。凡應レ分者。家人奴婢田宅資財。惣計作レ法。嫡母。繼母及嫡子各二分。庶子一分。」賊盜律。凡以二私財物。奴婢畜產之類一(餘條不三別顯二奴婢一者。與二畜財產物一同)。貿二易官物一者。計二其等一。準レ盜論とあるにて。奴婢は畜產資財と一例なるを知るへし。其奴婢を賣買するは。關市令。凡賣二奴婢一。皆經二本部官司一。取二保證一。立レ券付レ價(其馬牛。唯責二保證一。立二私券一)。東大寺奴婢籍帳(前略)。以前被二太政官二月二十六日符一偁。奉二去年十二月二十七日勅一偁。上件奴婢等。奉レ施二金光明寺一(中略)。又以外今買二充奴婢一。亦一準レ此者。宜二承知依レ勅施行一者。寺宜二承知一。今錄二事狀一故牒。天下勝寶二年三月三日。從六位下行大錄飛驒國造石勝」とあるにて奴婢の賣買は公許たりしことを知るへし。されと馬牛よりはさすがに鄭重なりけん。所轄の官司に屆けて證券を立てられしなり。其方法は義解に。奴婢之主。自修二辭牒一。連二保證一署。乃申二送官司一。官司判立二券契一也とあり。其價は長幼に依りて各差別ありと雖も。天平勝寶の頃にありては。正丁は概して稻一千束に定まれり。其證は。大日本史食貨志稿所レ引東大寺奴婢籍帳。天平十八年。奴一人(三十九歲車匠)稻一千四百束。奴一人(二十五歲)稻一千束。奴一人(二十歲)稻一千束。奴一人(十一歲)稻六百束。婢一人(二十五歲)稻一千束。同十九年。婢二人(三十三歲。十一歲)稻一千二百束。同二十年。婢三人(三十三歲。八歲。五歲)。奴(四歲)。錢二十貫文。天平勝寶二年。(但馬)奴一人(年二十四)稻九百束。(同)奴一人(年十五)稻八百束。(丹後)奴一人(年二十七)稻一千束。(美濃)奴一人(年三十四)稻一千束。(同)奴一人(年二十二)稻一千束。(同)奴一人(年十五)稻七百束。(同)婢一人(年二十二)稻八百束。(同)婢一人(年二十)稻八百束。(同)婢一人(年十五)稻六百

束。(但馬)婢一人(年十九)稻一千束。(同)婢一人(年十七)稻九百五十束。(丹後)婢一人(年二十)稻一千束とあり。これにて當時の定價を明知すへし。かく奴婢は賣物にてありければ。逃亡したるを捉へ獲たる者は報酬を受くるなり。其は捕亡令。凡官私奴婢。逃亡經二一月以上一捉獲者。二十分賞レ一。一年以上。十分賞レ一。其年七十以上。及癈疾不レ合レ役者。竝奴婢走捉二前主一。及關津捉獲者。賞各減レ半。若奴婢不レ識レ主。牓告。周年無二識認一者。判入レ官。其賞直官酬。若有二主認一。徵二賞直一還レ之とあり。即後世に遺物を拾ひたる者を分半し。或は其幾分を報酬すると一般也。其報酬の割合は奴婢の價直に準して定め。もし報酬するの資なくして二月を經過せは。其奴婢を本主と捉人と相對に賣却して賞を分つなり。其は捕亡令。凡平二逃亡奴婢價一者。皆將二奴婢一對レ官平レ之。若經二六十日一。無二賞可レ酬者。令下二本主一與二捉人一。對賣分上レ賞とあり。右の如く。奴婢は賣買せらるゝと雖も。奴婢自ら賣買の權を有する能はす。故に條例に依らすして。私に奴婢より其子孫を買ひ取り。又奴婢自ら賣るものは。盜に準して罪を科せらるゝなり云々(社話卷七)。また和田英松が鎌倉時代人倫賣買の考。人を賣買せしこと太古にありては如何ありけむ。日本紀持統天皇五年三月癸巳詔曰。若有二百姓弟爲レ兄見レ賣者一從レ良。若子爲二父母一見レ賣者從レ賤若準二貸倍一沒レ賤者從レ良とあれば。其比は子弟を賣りし事もありしなり。奈良の朝にては奴婢の賣買を公許せられて。良民の賣買は嚴に止められたり(奴婢賣買の事は社話卷七に。增田君の考說をのせられたれば今いはず)。然れども良民を拘掠して奴婢となすと國史に見え。また良民賣買の爲に設けられし法律もあれば。貧困にせまりて子孫などを賣買せしこともありしならむ。藤原氏恣政の世に。人の婦女を欺きて賣買せし事。今昔物語に見えたれば其弊なしとも云ふべからず。源賴朝府を鎌倉に開きて政をなし。北條氏相繼で何くれと掟どもなしたれど。未だ人身賣買に關する下文もなさゞりしが。當時其弊甚しく行はれけむ。後堀河天皇嘉祿元年十月二十九日。宣旨を下して之をとゞめ給へり(此宣旨は侍所沙汰篇に見えて。百錬抄に新制三十六條被二宣下一とある一箇條なるべし)。然るに天下饑饉して貧民等其生計を立るに道なく。妻子所從を賣り。また我身をも賣りしもの多ければ。遂に訴訟を起して幕府の裁判を仰ぐことありしにや。四條天皇曆仁二年。嘉祿の宣旨に基きて禁制の下文をなせり。島津家本東鑑(曆仁二年四月十四日條)。可レ令レ擱下禁勾二引人一竝賣二買人倫一輩上事。守二嘉祿元年十月宣旨一。可レ有二其沙汰一者。同書(同年五月朔日條)。人倫賣買事。向後被レ停レ之。是飢饉比。不諧之族。或寄二其身於富家一。爲二渡世計一。仍以二撫レ民之儀一。無二其沙汰一之處。近年甲乙面々訴訟。依レ有二御成敗煩一也とあり。朝廷よりもまた更に宣旨を下されしこと新編式目追加に見ゆ。さてかく禁制せられしも其以前に賣買したる者多ければ。之を糺明して其處分をなし。又禁を犯す時の處分を定めたり。東鑑(仁治元年十二月十六日條)。人倫賣買事。勾引中等者。可レ被レ召二下關東一。被レ賣之類者。隨二見及一可レ被レ免二其身一。只可レ觸二路次關々一也。」新編式目追加(寬元三年二月十六日)。人倫賣買直物事。於二御制以前事一者。本主可レ被二糺返一。至二御制以後一。沽却者直物一。但本主分二直物一者。可レ被レ付二祇園清水寺橋用途一。又於二其身一者。不レ可レ返二給本主一。可レ被二放免一也とありて。御制とは曆仁二年の下文を云しならむ。是を以て見るに。禁制後に賣買せし直物は。沒收して橋梁修繕の用途に宛て。被賣者は其儘放免せられし也。其後延應二年五月一日。同六日停止の下文をなし(島津家本東鑑。北條九代記)。龜山天皇弘長二年五月二十三日。嘉祿の宣旨に依て再び之を禁制したれど(侍所沙汰篇)。其弊やまず。人商と稱して營業する者さへありければ(謠曲の自然居士に。人商人。人買船の事見え。また隅田川などにも人商の事見えたれば。足利氏の比も亦此事ありしにや。謠曲は作りしものなれば證とすべきにあらねど。風俗の一端を伺ふべき事もありぬべく思はるゝになん)。僅かに之をとゞめて。犯者の爲に法律を定めたり。新編式目追加(正應三年)。可レ令レ禁二制人賣一事。右稱二人商一。專二其業一之輩。多以有レ之云。可レ停二止之一。違犯之輩者。可レ捺二火印於其面一矣とあり。是よりして此弊やゝあらたまりけむ。此後更に其事聞えず。然れども飢饉の時は公許したる事。新編式目追加に見えたり。扨其賣買せしもの書に見えしは。砂石集卷六に。文永の比飢饉甚しくして。美濃國の人某は母を養ふに術なければ。我身を賣りて直物を母に與へし事。また同書卷七に。法師某同宿の僧を欺きて旅宿のあるじに賣りし事見えて。買ひしものは奴婢の如く之を驅役せしなるべし。以上其大略にて。之を禁制せしは朝廷の意に基づきしにて。幕府の意より出たるにあらず(社話十二)。また伊藤泰藏の奴婢賣買考續貂に。奴婢賣買の事卷七に增田君の說あり。卷十二に和田君の考あり。東鑑及式目以下の書を引れて。人賣買の事は。宣旨に依りて禁制の下文をなし。また正應三年に嚴に法律を立られし故に。此後は更に其事聞えずと云はれたれど。我下總なとの邊土にはなほ其弊止ざりし事と見えて。香取文書に文明五年の男賣渡狀あり。德川氏の代となりては。さすがに人を賣とはいはずして。譜代奉公と云たるにや。譜代奉公人逃亡引戾の目安書あり。此等に依て見れは。名を年限或は譜代奉公に借り。其實は奴婢

として一生を賣渡せし者なるべし。」依ニ有ニよう〳〵ニうりわたし申男の狀之事。合ほんせん壹貫文者。右かのをとこ(男)のあざな(字)孫太郎生年三十二にまかりなり候を。明年きのへむまのとしよりはじめ候て。きたり候はんつちのへいぬのとしまて。五箇年五つくりの間。壹貫文にうりわたし申處實正なり。もしかのをとこ一日もてまひまをかり候はゝ。一日に二十文つゝの。てまれうをさたいたすへし。此上もしいかなるけんもんせいけ。神社ぶつじりやうへ。にげうせ候とも。此狀を先としてめしとられ候はんに。その所の地頭政所。ましてしんろいのいろい(異論)一言もあるまじく候。仍爲ニ後日ニ狀如レ件。文明五年みつのとのみ十二月二十三日。うりぬし香取津宮住人左近次郞(華押)。口入人とらくす(華押)。」乍レ恐御目安を以申上候。一あまと申女子我等共譜代に御座候。去年子之年迄二十九年つかゐ申候處に同子之七月二十一日の夜新島領一色忠次郞殿御代官所名主藤右衞門組に右のをんなごをとゝ小一郞と申者ぬすみ出し申候間。歸し候よう樣々理仕候へ共于レ今歸し不レ申候間藤右衞門小一郞に預け置申候間。彼者被ニ召出ニ。御せんさく奉レ仰候。丑二月日。御奉行所樣。下總香取宮中分飯司㊞。裏書如ニ表書ニ目安指上け候。內々にて可ニ相濟ニ儀に候はゞ可レ被ニ申付ニ候。さなく候者雙方證人證據召連被レ參對決爲レ致可レ被レ申候。油斷有間敷候以上。丑二月廿五日喜右衞門㊞。源左衞門㊞。金兵衞㊞。半十㊞。播磨㊞。市正㊞。出雲㊞。右京㊞(此連署は喜右衞門より右京迄一列に竝記せり)。一色忠二郞殿(社話卷十五)。扨德川氏に至り。慶長十七年八月六日の禁條の中に。一季居之事堅く被停止之上は。侍之儀者勿論。中間小者に至るまで。抱置に於ては。速に罪科に處せらるべき事(制度集)といへる一條あり。雇人の制をかく定めしほどなれば。奴婢賣買の事も禁じたるなるべし。また元和五年二月十日。制條の中に。人賣買一切停止たり。若みだりの輩有之は。其科の輕重をわかち。或は死罪。或は牢舍。過怠たるべき事。付口入宿主。同罪之事(此條は寬永二年十二月三日の制條中にも見えたり)。同く十二月二十六日の條目に。條々。人をかどはかし賣候もの死罪事。」人を買取それより先〻へ賣候者百日の牢舍。其上過錢其分限を越て可申掛。若不出者は死罪事。」人賣買御制禁の上は雖レ爲ニ或は譜代或は家子ニ。賣候あたひ程賣人買人從雙方可出之。則賣れ候者は取放し可任其身之覺悟事。」かとはかされ賣られ候者は其本主へ返すへし。若主人なき者は是も其身存分次第事。」人商賣の儀久敷仕候者は可被行死罪。但二夜の宿は糺明の上依其罪可爲曲事。」人の賣買口入の儀。かとはかし賣候時の口入可爲死罪。若又譜代家の子以下の口入は其品を分ち牢舍又は可爲過怠事。」長年季の事御停止の上自然濫の輩有之は其者の分限に依過料たるへし。」暇を乞捨にして欠落の者は當主人へ相屆可召返。但御陣御上洛御普請形の時は勘忍難歸候上可召返。併致曲事令欠落者は各別の條。其趣を主人相斷。若於無承引は奉行家迄可申屆。又は在々所々に引籠有之者は。其所の地頭代官へ相屆可召返事。」請人の事。其品に依本者を主人の方へ可相濟事。但下請の證文於有之は。下請に懸り可申事。」欠落の者請人は右申定の切米一倍請人の方より可出之。但不出之に於ては可爲牢舍。其上は主人次第事。」御陣御上洛御普請役の砌於令欠落は別て曲事也。然上請人より尋出し主人の方へ可相渡。若於不叶は請人より爲過料右約束の切米二倍主人の方へ可出之。於不出は牢舍其上主人次第事。」欠落の者他所にて取替を出すに於ては其仁の損たるへし。但請人有之は。請人の方より取替程づゝ前後の主人へ可出之事。」公儀の相ニ背御法度ニ欠落仕。有重科者の請人は本人を罷出し主人へ(以下不詳)。右の趣於江戶如斯被仰出者也。」右東武實錄に見え。又寬永十四年五月の制條に。人之賣買御法度之札。元和五年極月二十六日橋に立之。それより以前人賣かひ有之とも捌無之。其後之出入者被仰付如御法度たるへき者也。寬永十四年子五月日。右古今制度集に見ゆ。また元祿年間の定書に。人賣買彌堅令ニ禁止ニ之。召仕之下人男女とも。年季拾箇年を限といへども。向後年季之限無レ之。譜代に召抱共。可レ爲ニ相對次第ニ之間。可レ存ニ其旨ニ者也。元祿十二年三月日。また正德元年五月。高札の條中に。人賣買かたく停止す。但し男女の下人。或は永年季。或は譜代に召置事は。相對に任すべき事。など見えたり。寬政修正の百箇條に。人勾引仕置の事。人を勾引候者死罪。但勾引と馴合。分け前取候も。重追放の一條を載せたり(以上和賣と勾引とを併せ載す)。【明治以降人身賣買に關する事件】明治三年八月十三日令して。支那人へ童男女を賣渡すを禁せらる。」五年十月二日。人身を賣買し。終身又は年期を限り。其主人の存意に任せ。虐使するは。人倫に背き。有ましき事に付。自今嚴禁し。娼妓。藝妓等。年季奉公人。一切解放せしむる旨を命せらる。」五年十月九日。本月二日布告に付娼妓。藝妓等。雇人の資本金處分方。竝に人の子女を金談上より養女の名目に爲し。娼妓。藝妓の所業を爲さしむるは。實際上人身賣買に付。從前今後共嚴重の處置に及ぶへき旨を布達す。」八年八月十四日金錢貸借に付。人身を書入にするを嚴禁せらる」など時々公布せられたり。又勾引略賣の事は。新律綱領略賣人の條。凡人を略賣して娼妓とする者は成否を論せす皆流二等。妻妾奴婢とする者は徒二年半。因て人を殺傷する者は強盜を以て論す。略

シムシ

せらるゝの人は坐せず。親屬に還付す。和誘する者は各一等を減し。其誘せらるゝの人は各三等を減す。十歳以下は和と雖も略を以て論す。」其情を知て買ふ者は各賣る者に一等を減し。牙保は又一等を減す。」改定律例第百四十五條。他人を略して雇人と爲す者は懲役二年半。其賤辱虐使を受しむる者は爲娼妓律に依る。」第百四十六條。凡妻を略賣して娼妓と爲す者は凡人略賣法に依る。和賣する者は懲役七十日。」第百四十七條。凡子孫を略賣して娼妓と爲す者は懲役五十日。妹姪及外孫は各二等を加ふ。」第百四十八條。凡人を略して自己の妻妾雇人と爲す者は略賣と罪同し。」第百四十九條。凡人の妻を略して他人の妻妾と爲し及自己の妻妾と爲す者は懲役五年。人の妾を略して妻妾と爲す者は懲役三年。和誘する者は各一等を減し誘せらるゝ婦女は各三等を減す。」第百五十條。凡人を略して外國人に賣る者は成否を論せす皆懲役十年。因て人を傷する者は皆懲役終身。殺す者は皆斬。其和誘する者は一等を減し。誘せらるゝ人は三等を減す。若し子孫を略して外國人に賣る者は懲役一年。和賣する者は一等を減す。和略未た成らさる者は和略の罪に又一等を減す。賣らるゝ卑幼は和すと雖も坐せず。若し外國人を買ふ者は前に照らして各一等を減す。」現行刑法第三編第一章。第十節。幼者を略取誘拐する罪。第三百四十一條。十二歳に滿たさる幼者を略取し又は誘拐して自ら藏匿し。若くは他人に交付したる者は二年以上。五年以下の重禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加す。」第三百四十二條。十二歳以上二十歳に滿さる幼者を略取して自ら藏匿し。若くは他人に交付したる者は一年以上。三年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。其誘拐して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は。六月以上二年以下の重禁錮に處し。二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。」第三百四十三條。略取誘拐したる幼者なるを知て自己の家屬僕婢と爲し。又は其他の名稱を以て之を收受したる者は。前二條の例に照し各一等を減す。」第三百四十四條。前數條に記載したる罪は。被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論す。但略取誘拐せられたる幼者。式に從て婚姻を爲したる時は告訴の効なし。」第三百四十五條。二十歳に滿さる幼者を略取誘拐して。外國人に交付したる者は輕懲役に處す」と見えたり。然れども。機織女工。藝娼妓。酌婦など稱する者は。數年の契約にて一時に其の給金を前借する者あり。猶ゲイギ。シヤウギの條を參看すべし。

ジムジヤ　神社は。神の御靈を奉り齋く處をいふ。工藝志料云。神社を造ることは太古よりあり。大國主神自己の奇魂を大和の東山に祀り。爲に神社を起つ。是を美毛呂といふ。東山は即三輪山なり。其の神社の形狀詳ならず。而れども本邦に於て神社を起つることは蓋し此に始まる。天孫瓊々杵尊大國主神を祀らんが爲に。出雲の多藝志の小濱に神社を建築す。其の制天孫の宮殿の如し。後世之を杵築大社といふ。太古に神社を造るの大略斯の如し。」神武天皇四年(四月)。天皇皇祖天神を大和の鳥見山に祀る。而れども神社を建てず。唯其の場を清淨にして樹木を植ゑ。磯城(磯城は石を竝べて垣と爲すなり)を以て。其の四方に周匝するのみ(上古神社と稱する者は。宮殿を造るあり。造らざるあり。又神寶を藏めんが爲に宮殿を造る者あり。其制一ならず)。」崇神天皇六年。天皇天照大御神を大和の笠縫邑に祀り。其の地に神宮を造り。磯城を四面に周し。且神籬を立つ。神籬は樹木を植うるなり。是より先天照大御神(寶鏡を以て正體と爲す)は大殿の內に在り。天皇甚其の神威に狎るゝを畏る。是に至て新に神宮を造る。本邦に於て天照大御神の宮を造ると此に始まる(其制は一に天皇の大殿の如し。殿の正中に一巨柱を立つ。是を心の御柱といふ)。既にして天皇天神地祇を祭り。諸國に神社を造營すると多し。」垂仁天皇二十六年。天皇天照大御神を倭姬命に託して。之を伊勢の度會郡五十鈴川の上に遷して神宮を建てしむ。これを伊勢の大神宮といふ。爾ありて後破壞するに隨てこれを造營す(後世に至ては二十年に一度之を改造するを以て例と爲す。今に至て仍然り)。」神護景雲二年。春日の神社を奈良の三笠山の下に立つ。是より先和銅年間。藤原不比等常陸の鹿島の神を此に移し祭る。是に至て天皇神封を寄せ。尋て香取。枚岡の神を合せ祀る。其の社丹堊を以て柱椽を飾る。本邦に於て神社に丹堊を施すと此に始まる。」弘仁三年。嵯峨天皇制して曰く。攝津の住吉神社。下總の香取神社。常陸の鹿島神社は。二十年を隔て相改め作ること積習して常と爲す。而して其の弊少からず。今須らく正殿を除くの外は破るゝに隨て修理し。永く恒例と爲んと。古より獨伊勢の大神宮のみならず。住吉。香取。鹿島の神社も亦二十年を經れば。悉皆改造せしと以て見るべし。」慶長四年。豐臣秀賴父秀吉の祠を山城の葛野郡に建つ。後陽成天皇乃ち豐國大明神の號を賜ふ。其造營たるや。赤漆及黑漆を以て柱椽に施す。本邦に於て神社の營作の美麗なる此の如きは。古より未曾てこれあらざるなり(今存せず)。」元和三年。後水尾天皇詔して德川家康の靈を祀らしめ。號を東照大權現(後に東照宮と稱す)と賜ふ。家康の子秀忠依て大に土木を起し。其の宮殿を下野の日光山に建つ。後秀忠の子家光更にこれを修造す。柱椽彩飾を極め。門廡彫刻を盡し。營作の壯麗なること豐國の社の上に出づ。本邦に於て神社の營

作の壯麗なること日光山の東照宮を以て第一と爲す。爾來諸國の神社の建築も亦これに倣て或は丹彩を施し。或は諸物像を彫る者往々これあり。今に至て仍然り。」明治革新の際。從來神佛の混淆せるを改め。神祇を殊に崇敬せられ。時々これか令達もあり。左に大略を擧ぐ。」明治元年三月。八幡大菩薩の稱號を止め八幡大神と奉稱し。及び神社に佛像を以て神體となす等を改む。また僧形を以て神社に奉仕し別當或は社僧と唱ふる者は皆復飾せしむ。」同四月楠中將に神號を追謚し社壇を造營し。正行以下一族の者を合祀せしむ。」同五月豐國山の祠を再建し。有志の輩に寄附物を許す。」當春伏見戰爭以來王事に殞命せし者を東山に祀り。向後殉難の靈を合祀することとなす。」同八月崇德天皇の神靈を讃岐國より京都に還遷し。白峰宮と奉稱す。」同十月氷川神社を武藏國の鎭守となし。永く勅祭の社と定む。」同二年二月。鎌倉大塔宮の社。遠江國龍潭寺宗良親王の社の創營を命す。」同六月招魂社を東京九段坂上に營し。戊辰以來戰死者を祀る。」同十一月贈從一位太政大臣平信長へ健織田社の神號を宣下す。」同三年十月。健織田社を健勳社と改稱す。」東京府内諸社寺等へ外國人の立入を許す。」同四年五月【諸神社の格式】を定む。官幣大中小社(小社なし)は神祇官の祭る所也。國幣大(大社なし)中小社は地方官の所祭となす。諸社府社藩社縣社は府藩縣崇敬する所の神社となす。鄉社は鄉邑產土の神社となす(官國幣社社號は在レ後)。」同五年五月。楠社を湊川神社と稱し。別格官幣社に列す。」同六月伊勢神宮其他諸神社共自今祭典の節たりとも僧尼の參詣を許す。」同八月無願にて社寺を創立するは從前の通禁止す。」同九月神宮神號太字自今大字を用ふへきを令す。」同六年六月。白峯宮。鎌倉宮。井伊谷宮を官幣中社に列し。東照宮を別格官幣社に列せらる。」同八月豐國神社を別格官幣社。水無瀨宮を官幣中社に列す。」同十月淳仁天皇を白峯宮に。後鳥羽。土御門。順德三天皇を水無瀨宮に合祀す。」同八年。長門國安德天皇社を赤間宮と改稱し。官幣中社に列す。」同十年三月。別格官幣社藤島神社を湊川神社の次列と定む。」同十二年六月東京招魂社を靖國神社と改稱。別格官幣社に列す。」九年六月東京府達及十三年五月警視廳達を以て私有地に神社を建て衆庶の參拜を許すを禁す。右記する所は維新以後神社に關する事の大略のみ。此他社祠の經費修繕小節目の如きは。短簡の能く悉す所に非されは爰に略す。

【神籬と云ふ事】さて前にも載たる神籬なといへる古言は。往々誤解せるをなれは。今橘守部の考說を擧てこれを證明す。此語の本義は生諸樹の於の省りたるにて。本は神靈の憑鎭り坐る森の樹立を指て申侍りき。其は上代は出雲。伊勢などを除ては。なさ〳〵宮殿はなくして。三輪山杯の如く生ひ茂れる森ぞ即神の御社なりつれは也。萬葉四に。味酒乎三輪之祝我忌杉云々。又七に。三幣取神之祝我鎭齋杉原云々。此等の忌杉も杉原も三輪山の比母呂岐を指せる也。又十一(二十八丁)に。天飛也輕也社之齋槻とはへりて。其の齋槻を指して神名火爾紐呂寸立而雖忌とよみたる類にて。又此比母呂岐を常には上下を略き。御言をそへて御諸といひ。又其御諸を神南備と云も神之森の(約まれる也)義。又其母理は隱(樹の繁り隱りかるをいふ)の義にて。只いひなしの少しつゝ異れるのみ。本は皆同語に侍るなり。かゝれば古書に御諸とあるを御室の義と釋し來しは。そは上にも申す如く。森を指て神社とせし世に。御諸とも神名火とも云し古語なるを。後に造りそめたる宮殿の室の意として爭かかなひ侍らん(但宮殿いで來て後は。其宮殿も御諸にてはあれと。御諸てふ言の意は御室にては侍らざるなり)。故紀記萬葉等の古書に。神社には凡て御諸。三諸などのみ記して御室とも宮とも云る事見えず(日若宮。日隅宮などあるは皆現き神の作坐ける宮殿にして。神社とは元來別也。又萬葉二卷十一葉に玉匣將見圓山乃とある歌の細書に。或本歌云。玉匣三室戶山乃とあるは。卷七なる備中國の三室戶山の歌を後人の引つけたるよし考注にもいへるがごとし)。是本と宮殿の室より出たる言にはあらざる故にぞ侍りける。又萬葉などに神杉。神樹などよめるも。既に云つる如く。生諸樹の事を指せる也(俗に神木と云が如し)。又神籬。玉籬(玉は玉椿。玉箒など云玉と同じ。賞言也)。瑞籬(瑞も玉と同じ心ばへの賞言にて。只みづ〳〵しき常葉木のよしなり)など常に云も標結垣の事にはあらず。古き物に青垣隱。又青垣山隱。又青柴垣なとも云。中古の歌に嶺の松垣杉垣なとよめる類の垣にて。其垣(神社に彼神杉。神樹の多く植るを云ふ)即神靈の留り給へる生諸木なりければ。此比母呂岐てふ言に神籬字は書習ひ來しにこそ。神代紀に高皇產靈尊因勅曰。吾則起二樹天津神籬及天津磐境一。當下爲二吾孫一奉中齋云々。崇神紀に。磯堅城神籬云々。神籬此云二比莽呂岐一と見え。又雄略天皇大御歌に。美母呂能伊都加斯賀母登とよみましつるも。猶比母呂岐の事なるからに。赤猪子が和歌に。美母呂爾都久夜多麻加伎(齋哉玉垣也。是を古事記傳に築哉玉垣也と注したるは誤なり)と受侍りたり。是等にて神籬は即比母呂岐。比母呂岐は即神社なる事を思し定めさせ給へ(杜字を昔より森に當て用ひ來しも。神社は舊森なるから。其生諸木の木に从るを取り。社字形に似たるを以て借用ひたるなれは。漢の字義には拘はらず。即此間にて制したる字のこ

とし。又社をヤシロと云も。屋代の義にて。神靈の爲には生諸木即屋の代なる由也。此訓自ら古義有）。故上代は假に神を祭るにも。常葉木の枝を折り來て其枝に神靈を移しやどして齋祭り侍りき。神代紀に。汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉（是は大御神の御靈を賢木の枝にやどして持しめ給へるなり）。萬葉卷二十（防人の歌）に。爾波奈加能。阿須波乃可美爾。古志波佐之。阿例波伊波々牟。加倍理久麻弖爾。卷三に吾屋戸爾御諸乎立而などよめるも。彼神社の生諸樹を摸して祭る心ばへなり（以上は守部が或高貴の人の問に答へたる由にて。鐘の響に出す）。【神體の事】垂仁天皇二十七年八月。祠官（當時の神祇官）をして兵器を以て神幣とせんとトふ。吉。即ち弓矢大刀などを以て神祇に奉れり。是は兵器を神に供へ奉る迄にて。神體となすには非るへし。神體は神代にありては無かりし者なるへけれど。後世紀念の品を社殿の中に齋き奉ることありしなり。其初めは劔鏡玉なとの外用ひさりしものと見え。清和天皇の時。肥前國人か鎧を祭りて神となせしを。帝杖一百の罪に處せしこと見えたり。又幣はにぎて即ち柔布にて。轉して幣帛即ち人に贈る品を云ふ。神に物を獻する時之を樹の枝に結ひて獻りしなり。又ぬさと云ふは。不淨を拂ふ爲に（サムマイ參看）。神を拜する前之を振ふなり。又しでとも云ふ。之を神體とするは誤なるべし。平田翁の玉多須紀に云く。古は庶人抔は伊勢大御神へは物奉るとは更なり。拜み奉る事も叶はぬ御制なりしを。佛道が根ざしとなりて。拜禮も出來る事となり。其御靈代とすべき物をさへ賜りて家々に齋き奉ることとなりぬとあり。神宮の奉齋は古は政事の一斑なりし也。【神社の數】和漢名數に云く。日本六十六州大小神祇の總數は。三千一百三十二座（大四百九十二座。小二千六百四十座）。社數二千八百六十一處（延喜式神名帳）。諸國神社座數竝大小名神は。宮中神三十六座（大三十座。小六座）。京中坐神（小三座）。山城國百二十二座（大五十三座。小六十九座）。大和國二百八十六座（大百二十八座。小百五十八座）。河内國百十三座（大二十三座。小九十座）。和泉國六十二座（大一座。小六十一座）。攝津國七十五座（大二十六座。小四十九座）。伊賀國二十五座（大一座。小二十四座）。伊勢國二百五十三座（大十八座。小二百三十五座）。志摩國三座（大一座。小二座）。尾張國百二十一座（大八座。小百十三座）。參河國二十六座（小）。遠江國六十二座（大二座。小六十座）。駿河國二十二座（大二座。小二十座）。伊豆國九十二座（大五座。小八十七座）。甲斐國二十座（大一座。小十九座）。武藏國四十四座（大二座。小四十二座）。安房國六座（大二座。小四座）。上總國五座（大一座。小四座）。下總國十一座（大一座。小十座）。常陸國二十八座（大七座。小二十一座）。近江國百五十五座（大十三座。小百四十二座）。美濃國三十九座（大一座。小三十八座）。飛驒國八座（小）。信濃國四十八座（大七座。小四十一座）。上野國十二座（大三座。小九座）。下野國十一座（大一座。小十座）。陸奧國一百座（大十五座。小八十五座）。出羽國九座（大二座。小七座）。若狹國四十二座（大三座。小三十九座）。越前國百二十六座（大八座。小百十八座）。加賀國四十二座（小）。能登國四十三座（大一座。小四十二座）。越中國三十四座（大一座。小三十三座）。越後國五十六座（大一座。小五十五座）。佐渡國九座（小）。丹波國七十一座（大五座。小六十六座）。丹後國六十五座（大七座。小五十八座）。但馬國百三十一座（大十八座。小百十三座）。因幡國五十座（大一座。小四十九座）。伯耆國六座（小）。出雲國百八十七座（大二座。小百八十五座）。隱岐國十六座（大四座。小十二座）。播磨國五十座（大七座。小四十三座）。美作國十一座（大一座。小十座）。備前國二十六座（大一座。小二十五座）。備中國十八座（大一座。小十七座）。備後國十七座（小）。安藝國三座（大）。周防國十座（小）。長門國五座（大三座。小二座）。紀伊國三十一座（大十三座。小十八座）。淡路國十三座（大二座。小十一座）。阿波國五十座（大三座。小四十七座）。讃岐國二十四座（大七座。小十七座）。伊豫國二十四座（大七座。小十七座）。土佐國二十一座（大一座。小二十座）。筑前國十九座（大十六座。小三座）。筑後國四座（大一座。小三座）。豐前國六座（大三座。小三座）。豐後國六座（大一座。小五座）。肥前國四座（大一座。小三座）。肥後國四座（大一座。小三座）。日向國四座（大一座。小三座）。大隅國五座（大一座。小四座）。薩摩國二座（小）。壹岐國二十四座（大七座。小十七座。延喜神名式）。按總二千一百三十二座。大四百九十二座。小一千六百四十座とせり。猶ソウシヤ。カミ。イチノミヤ。ニジフニシヤ等參觀すへし。【神職】維新前は神職は世襲にして。神社を一家の私有の如くし。隨て神官は士民の別種の如くになりしに依り。明治四年五月十四日。一切世襲の神官を廢し。精選して之を補任せしむ」とあり。明治六年二月太政官達。鄕村社祠官祠掌給料は民費課出の所。人民の信仰に任すこととなり。明治十二年十一月太政官達にて。府縣社以下祠官祠掌の等級を廢し。身分取扱は一寺住職同樣たるべしと達し。同十四年五月十四日。其神官職制を定められ。明治二十年三月閣令第四號にて。官國幣社の神官を廢し。更に宮司。禰宜。主典の神職を置かれ。同二十七年二月勅令第二十二號にて府社。縣社。鄕社に社司一人。社掌若干人の神職を置くと定められ。同二十五年内務省訓令第四號にて。官國幣社神職試驗規則を定められ。同二十八年八月内務省令第十號にて。府社縣社以

下神社神職登用規則を定められ。同九月內務省令第十六號にて。社司社掌試驗規則を定められたり。明治三十三年三月勅令第七十九號にて。神官神職懲戒令を公布せらる。三十三年九月十八日。臺灣神社を創立し。三十四年四月。總督府令第九號にて同社神職定員宮司一人。禰宜一人。主典八人。外に出仕を置く事を定めらる。

官國幣社一覽

社名	社格	祭神	座數	祭日	列格年月日	鎭座地
賀茂別雷神社	官大	別雷神	一	五月十五日	明治四年五月十四日	山城愛宕郡上賀茂村
賀茂御祖神社	同	玉依姫命 賀茂健角身命	二	五月十五日	同	同 下鴨村
男山八幡宮	同	品陀別命 息長帶姫命 比賣神	三	九月十五日	同	綴喜郡八幡町八幡莊
松尾神社	同	大山咋命 中津島姫命	二	四月二日	同	葛野郡松尾村上山田
平野神社	同	今木神 久度神 古開神 比咩神	四	四月二日	同	同 衣笠村小北山
稻荷神社	同	倉稻魂命 猿田彦命 大宮女命	三	四月九日	同	紀伊郡深草村稻荷
大神神社	同	倭大物主櫛𤭖玉命	一	四月九日	同	大和磯城郡三輪町
大和神社	同	倭大國魂神 八千戈神 御年神	三	四月一日	同年十二月十七日	同 山邊郡朝和村新泉
石上神宮	同	布都御魂劔	一	九月十五日	同年五月十四日	同 同 丹波市町布留
春日神社	同	健御賀豆智命 伊波比主命 天之子八根命 比賣神	四	三月十三日	同	同 奈良市奈良町春日野
廣瀨神社	同	若宇迦賣命	一	四月四日	同年十二月十七日	同 廣瀨郡河合村川合
龍田神社	同	天御柱命 國御柱命	二	四月四日	同年五月十四日	同 生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	同	高龗神 闇龗神	二	上社十月八日 下社六月一日	同年十二月十三日	同 吉野郡南芳野村丹生
枚岡神社	同	天兒屋根命 比賣神 武甕槌命 齋主命	四	二月一日	同年五月十四日	河內中河內郡枚岡村出雲井
大鳥神社	同	大鳥連祖神	一	八月十三日	同	和泉泉北郡鳳村大鳥
住吉神社	同	表筒男命 中筒男命 底筒男命 息長帶姫命	四	六月三十日	同	攝津住吉郡住吉村
生國魂神社	同	生島神 足島神	二	九月九日	同	同 同 西高津村
廣田神社	同	撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命	一	三月十六日	同	同 武庫郡大社村廣田
氷川神社	同	須佐之男命 大巳貴命 稻田媛命	三	八月一日	同	武藏北足立郡大宮町高鼻
安房神社	同	天太玉命	一	八月十日	同	安房安房郡神戶村大神宮
香取神宮	同	伊波比主命	一	四月十四日	同	下總香取郡香取町
鹿島神宮	同	武甕槌神	一	九月一日	同	常陸鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	同	玉籤入彦嚴之事代主神	一	八月十六日	同	伊豆田方郡三島町
熱田神宮	同	草薙神劔	一	六月廿一日	同	尾張愛知郡熱田町新宮阪
日吉神社	同	大山咋神	一	四月十四日	同	近江滋賀郡阪本村

シムシ

社名	社格	祭神	座數	祭日	列格年月日	鎮座地
日前神宮	官大	日前大神	一	九月廿六日	同	紀伊海草郡宮村秋月
國懸神宮	同	國懸大神	一	九月廿六日	同	紀伊海草郡宮村秋月
出雲大社	同	大國主神	一	五月十四日	同	出雲簸川郡杵築町杵築東
宇佐神宮	同	譽田別尊　比賣神　大帶姫命	三	三月十八日	同	豐前宇佐郡宇佐町南宇佐
霧島神宮	同	天饒石國饒石天津日高彥火瓊々杵尊	一	九月十九日	明治七年十二月十五日	大隅姶良郡東山襲村田口
伊弉諾神社	同	伊邪那岐命	一	四月廿二日	明治十八年四月廿二日國幣中社ヨリ昇格	淡路津名郡多賀村
香椎宮	同	神功皇后	一	十月廿九日	同	筑前糟屋郡香椎村
宮崎宮	同	神日本磐余彥尊	一	十月廿六日	同	日向宮崎郡大宮村下北方
橿原神宮	同	神武天皇　媛蹈韛五十鈴媛皇后	二	二月十一日	明治廿三年三月廿日	大和高市郡白橿村畝火
平安神宮	同	桓武天皇	一	四月十五日	明治廿七年六月三十日	山城京都市上京區岡崎町
氣比神宮	同	伊奢沙別命　日本武命　帶中津彥命　息長帶姫命　譽田別命　豐姫命　武內宿禰命	七	九月四日	明治廿八年一月八日國幣中社ヨリ昇格	越前敦賀郡敦賀町曙
鹿兒島神宮	同	天津日高彥穗々出見命	一	八月十五日	同年十月廿五日官幣中社ヨリ昇格	大隅姶良郡西國分村內
鵜戸神宮	同	彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊	一	二月一日	同年十月廿五日官幣小社ヨリ昇格	日向南那珂郡鵜戸村宮浦
淺間神社	同	木花咲耶姫命	一	十一月四日	明治廿九年七月十三日國幣中社ヨリ昇格	駿河富士郡大宮町
八坂神社	官中	素盞嗚命　稻田比賣命　八柱御子神	三	六月十五日	明治四年五月十四日	山城京都市下京區祇園町北側
白峰宮	同	崇德天皇　淳仁天皇	二	九月廿一日	明治六年九月九日	同　同　飛鳥井町
赤間宮	同	安德天皇	一	十月七日	明治八年十月七日	長門下ノ關市阿彌陀寺町
水無瀬宮	同	後鳥羽天皇　土御門天皇　順德天皇	三	十二月七日	明治六年八月十四日	攝津三島郡島本村廣瀬
鎌倉宮	同	護良親王	一	八月二十日	同年九月九日	相模鎌倉郡鎌倉町二階堂
井伊谷宮	同	宗良親王	一	九月廿二日	同	遠江引佐郡井伊谷村
八代宮	同	懷良親王	一	八月三日	明治十三年八月三日	肥後八代郡八代町
梅宮神社	同	酒解神　大若子神　小若子神　酒解子神	四	四月三日	明治四年五月十四日	山城葛野郡梅津村西梅津
貴船神社	同	闇龗神	一	六月一日	同	同　愛宕郡鞍馬村貴船
大原野神社	同	健御賀豆智命　伊波比主命　天之子八根命　比賣神	四	四月八日	同	同　乙訓郡大原野村
吉田神社	同	健御賀豆智命　伊波比主命　天之子八根命　比賣神	四	四月十八日	同	同　京都市上京區吉田町
日枝神社	同	大山咋命	一	六月十五日	明治十五年一月九日	武藏東京市麴町區永田町二丁目
北野神社	同	菅原道眞朝臣	一	八月四日	明治四年五月十四日	山城京都市上京區馬喰町
月山神社	同	月讀命	一	七月十五日	明治十八年四月廿二日國幣中社ヨリ昇格	羽前東田川郡立谷澤村立谷澤○泉村川代
宗像神社	同	多紀理姫命　市杵島姫命　多岐都姫命	三	十一月十五日	同	筑前宗像郡田島村○大島村○同大島地內沖ノ島

臺灣神社	同	大國魂命 大已貴命 少彦名命 北白河宮殿下	四	十月廿八日	明治三十三年九月十八日	臺灣臺北芝蘭一堡劍潭山
金鑚神社	同	天照大神 素盞嗚尊	二	四月十五日	明治十八年四月廿二日	武藏兒玉郡青柳村二ノ宮
建部神社	官大	日本武命	一	四月十五日	同(三十二年七月大社ニ)	近江栗太郡瀬田村神領
多賀神社	官中	伊邪那岐命 伊邪那美命	二	四月廿二日	同	同 犬上郡多賀村
竈山神社	同	彦五瀬命	一	九月十三日	同	紀伊海草郡三田村和田
筥崎宮	同	應神天皇	一	八月十五日	同	筑前糟屋郡箱崎町
吉野宮	官大	後醍醐天皇	一	九月廿七日	明治廿二年六月廿六日(卅四年八月八日大社ニ)	大和吉野郡吉野村吉野山
阿蘇神社	官中	健磐龍命	一	七月廿八日	明治廿三年四月八日國幣中社ヨリ昇格	肥後阿蘇郡宮地村
金崎宮	同	尊良親王 恒良親王	二	五月六日	明治廿三年九月十一日	越前敦賀郡敦賀町泉村字金崎
札幌神社	官大	大國魂神 大已貴神 少彦名神	三	六月十五日	明治廿六年十一月三十日官幣小社ヨリ昇格三十二年七月同大社ニ	石狩札幌郡圓山村
太宰府神社	官中	菅原道眞朝臣	一	八月廿五日	明治廿八年一月八日官幣小社ヨリ昇格	筑前筑紫郡太宰府町
諏訪神社	同	健御名方富命 八阪刀賣命	二	四月十五日 八月一日	明治廿九年四月十七日國幣中社ヨリ昇格	信濃諏訪郡中洲村字神宮寺。下諏訪町字下原。同字湯之町
生田神社	同	稚日女尊	一	四月十五日	明治廿九年十月十九日官幣小社ヨリ昇格	攝津神戸市下山手通一丁目
長田神社	同	事代主神	一	十月十八日	同年十二月廿一日官幣小社ヨリ昇格	同 同 長田
海神社	同	底津綿津見命 中津綿津見命 上津綿津見命	三	十月十一日	明治三十年三月十二日國幣中社ヨリ昇格	播磨明石郡垂水村西垂水
英彦山神社	同	忍骨命	一	九月廿八日	同年同月同日官幣小社ヨリ昇格	豐前田川郡彦山村
大國魂神社	官小	武藏大國魂神	一	五月五日	明治十八年四月廿二日	武藏北多摩郡府中町府中
波上宮	同	速玉男尊 伊弉冊尊 事解男尊	三	五月十七日	明治廿三年一月廿七日	琉球那覇若狹町村
竈門神社	同	玉依姫命	一	十一月十五日	明治廿八年九月廿八日村社ヨリ昇格	筑前筑紫郡太宰府村。御笠村
談山神社	別格	藤原鎌足朝臣	一	十一月十七日	明治七年十二月廿二日	大和十市郡多武峯村
護王神社	同	和氣清麿朝臣	一	四月四日	明治十年十二月廿二日	山城京都市上京區櫻鶴圓町
小御門神社	同	藤原師賢卿	一	四月廿九日	明治十五年六月十四日	下總香取郡小御門村名古屋
菊池神社	同	菊池武時	一	五月五日	明治十一年一月十日	肥後菊池郡隈府村
湊川神社	同	楠正成朝臣	一	七月十二日	明治五年五月廿四日	攝津神戸市兵庫多聞通三丁目
名和神社	同	名和長年	一	五月七日	明治十一年一月十日	伯耆西伯郡名和村
阿部野神社	同	北畠親房 北畠顯家	二	一月廿四日	明治十五年一月廿四日	攝津東成郡住吉村
藤島神社	同	源義貞	一	八月廿五日	明治九年十一月七日	越前吉田郡西藤島村牧島
結城神社	同	結城宗廣	一	五月一日	明治十五年一月廿四日	伊勢津市藤方

シムシ

シムシ

社名	社格	祭神	座數	祭日	列格年月日	鎮座地
豐榮神社	別格	贈從三位大江元就	一	十月一日	明治十五年十二月十五日	周防吉敷郡上宇野令村
建勳神社	同	平信長朝臣	一	七月一日	明治八年四月廿四日	山城愛宕郡大宮村東紫竹大門
豐國神社	同	豐臣秀吉朝臣	一	九月十八日	明治六年八月十四日	同　京都市下京區茶屋町
東照宮	同	源家康朝臣	一	六月一日	同年六月九日	下野上都賀郡日光町
常磐神社	同	贈從一位源光圀　贈從一位源齊昭	二	五月十二日	明治十五年十二月十五日	常陸水戸市常磐
照國神社	同	贈從一位源齊彬	一	十月廿八日	同	薩摩鹿兒島市山下町
靖國神社	同	明治維新前後殉國者	一	五月六日　十一月六日	明治十二年六月四日	武藏東京市麴町區富士見町二丁目三丁目
靈山神社	同	源親房　源顯家　源顯信　源守親	四	四月廿二日	明治十八年四月廿二日	岩代伊達郡靈山村大石
梨木神社	同	從一位贈右大臣藤原實萬	一	十月十日	同年十月十日	山城京都市上京區染殿町
東照宮	同	贈正一位源家康	一	四月十七日	明治廿一年五月二日	駿河安倍郡久能村根古屋
四條畷神社	同	贈從三位楠正行	一	二月十二日	明治廿二年十二月十六日	河內北河內郡甲可村南野
唐澤山神社	同	藤原秀郷	一	十月廿五日	明治廿三年十一月廿八日	下野安蘇郡田沼町栃木
敢國神社	國中	敢國津神	一	十二月五日	明治四年五月十四日	伊賀阿山郡府中村一宮
淺間神社	同	木花開耶比咩命	一	四月十五日	同	甲斐東八代郡一櫻村一ノ宮
寒川神社	同	寒川比古命　寒川比女命	二	九月二十日	同	相模高座郡寒川村宮山
鶴岡八幡宮	同	應神天皇	一	九月十五日	明治十五年九月十三日	同　鎌倉郡鎌倉町雪ノ下
玉前神社	同	玉埼神	一	九月十三日	明治四年五月十四日	上總長生郡一宮町一宮本郷
南宮神社	同	金山彥命	一	五月五日	同	美濃不破郡宮代村
貫前神社	同	經津主神	一	三月十五日	同	上野北甘樂郡一ノ宮町一ノ宮本町
二荒山神社	同	二荒山神	一	四月十七日	同	下野上都賀郡日光町
二荒山神社	同	豐城入彥命	一	十月廿一日	明治十六年四月廿五日	同　宇都宮市馬場町
都々古別神社	同	都々古和氣神	一	九月十一日	明治四年五月十四日	磐城東白川郡棚倉町
伊佐須美神社	同	大毘古命　建沼河別命	二	九月十五日	明治六年六月十三日	岩代大沼郡高田町
志波彥神社	同	志波彥神	一	三月廿九日	明治四年五月十四日	陸前宮城郡鹽竈町鹽竈一森山
鹽竈神社	同	鹽土老翁大神　武甕槌大神　經津主大神	三	七月十日	明治七年十二月五日	（同上）
大物忌神社	同	大物忌神	一	隔年四月八日　隔年五月三日	明治四年五月十四日	羽後飽海郡吹浦村吹浦。蕨岡村杉澤
若狹彥神社	同	若狹比古神　若狹比咩神	二	十月十日　三月十日	同	若狹遠敷郡遠敷村龍前。遠敷
氣多神社	同	大已貴命	一	四月三日	同	能登羽咋郡一宮村一ノ宮寺家
射水神社	同	二上神	一	四月廿三日	同	越中高岡市高岡定塚町

シムシ

彌彦神社	同	天香山命	一	五月十四日	同	越後西蒲原郡彌彦村
出雲神社	同	大國主命　三穗津姫命	二	十月廿一日	同	丹波南桑田郡千歳村
籠神社	同	天水分神	一	四月廿四日	同	丹後與謝郡府中村大垣
出石神社	同	八種神寶	八	十月二十日	同	但馬出石郡神美村宮内
宇部神社	同	武内宿禰命	一	四月廿一日	同	因幡岩美郡國府村宮下
熊野神社	同	神祖熊野大神櫛御氣野命	一	十一月四日	同	出雲八束郡熊野村
水若酢神社	同	水若酢命	一	五月三日	同	隱岐隱地郡郡村
中山神社	同	金山彦命	一	四月廿四日	同	美作西北條郡一宮村西一宮
安仁神社	同	安仁神	一	十一月一日	同	備前邑久郡大宮村藤井
吉備津神社	同	大吉備津彦命	一	十月十八日	同	備中賀陽郡眞金村
嚴島神社	同	市杵島姬命	一	六月十七日	同	安藝佐伯郡嚴島町
住吉神社	同	表筒男命荒魂　中筒男命荒魂　底筒男命荒魂	三	十二月十五日	同	長門豐浦郡豐東上村楠乃
熊野座神社	同	家都御子神	一	四月十五日	同	紀伊東牟婁郡本宮村
忌部神社	同	天日鷲命	一	十月十九日	同	阿波德島市宮田浦町○二軒屋町
大麻比古神社	同	大麻比古神	一	十一月一日	明治六年六月十三日	同　板野郡板東村
田村神社	同	田村神	一	十月八日	明治四年五月十四日	讃岐香川郡一宮村
大山祇神社	同	大山積神	一	四月廿二日	同	伊豫越智郡宮浦村宮浦字榊山
土佐神社	同	一言主神	一	八月廿五日	同	土佐土佐郡一宮村
高良神社	同	高良玉垂命	一	十月十三日	同	筑後三井郡御井町
西寒多神社	同	西寒多神	一	四月十五日	同	豐後大分郡東植田村寒田
田島神社	同	多紀理毘賣命　市杵島比賣命　多岐都比賣命	三	九月十六日	同	肥前東松浦郡呼子村加部島
住吉神社	同	上筒之男命　中筒之男命　底筒之男命	三	九月九日	同	壹岐壹岐郡那賀村住吉
海神神社	同	豐玉姬命	一	八月五日	同	對馬上縣郡木阪村
金刀比羅宮	同	大物主命　崇德天皇	二	十月十日	明治十九年四月廿二日國幣小社ヨリ昇格	讃岐那珂郡琴平町
大洗磯前神社	同	大己貴命	一	九月九日	明治十八年四月廿二日	常陸東茨城郡磯濱町
酒列磯前神社	同	少彦名命	一	十月十五日	同	同　那珂郡平磯町
美保神社	同	事代主命	一	四月七日	同	出雲八束郡美保關村
伊太祁曾神社	同	大屋毘古命	一	十月十五日	同	紀伊海草郡西山東村伊太祁曾
新田神社	同	邇々杵尊	一	九月十五日	同	薩摩薩摩郡東水引村宮內

シムシ

社名	社格	祭神	座數	祭日	列格年月日	鎮座地
都々古別神社	國中	味鉏高彦根命	一	七月三日	明治十八年四月廿二日	磐城東白川郡近津村八槻
函館八幡宮	同	品陀和氣命	一	八月十五日	明治廿九年十月十九日國幣小社ヨリ昇格	渡島龜田郡函館八地頭町
砥鹿神社	國小	大巳貴神	一	五月四日	明治四年五月十四日	參河寶飯郡桑富村一宮
小國神社	同	小國神	一	四月十八日	明治六年六月十三日	遠江周智郡一宮村五川
水無神社	同	水無神	一	九月廿五日	明治四年五月十四日	飛驒大野郡宮村
駒形神社	同	駒形神	一	九月十九日	同	陸中膽澤郡金ヶ崎村西根
岩木山神社	同	宇都志國玉命　多都比毘賣命　宇賀能賣命	三	九月一日	明治六年六月十三日	陸奥中津輕郡岩木村百澤
出羽神社	同	伊氏波神	一	七月十五日	明治四年七月十四日	羽前東田川郡手向村
湯殿山神社	同	大山祇命	一	七月十五日	明治七年八月三十一日	同　同　東村田麥俣
古四王神社	同	武甕槌命　大彦命	二	五月七日	明治十五年四月廿九日	羽後南秋田郡寺内村
白山比咩神社	同	菊理媛神　伊奘諾尊　伊奘冊尊	三	五月六日	明治四年五月十四日	加賀石川郡河内村三宮
度津神社	同	五十猛神	一	四月廿三日	同	佐渡佐渡郡羽茂本郷村飯岡
大神山神社	同	大穴牟遲神	一	十月九日	同	伯耆西伯郡大高村尾高
日御碕神社	同	素盞嗚尊	一	七月七日	同	出雲簸川郡日御碕村
物部神社	同	宇麻志麻遲命	一	十月九日	同	石見安濃郡川合村
沼名前神社	同	綿津見神	一	五月二日	同	備後沼隈郡鞆町後地
玉祖神社	同	玉祖命　一座未詳	二	九月廿五日	同	周防佐波郡右田村大崎
都農神社	同	大巳貴命	一	十一月五日	同	日向兒湯郡都農村川北
枚聞神社	同	枚聞神	一	十月十五日	同	薩摩揖宿郡頴娃村十町
眞清田神社	同	火明命	一	四月廿二日	明治十八年四月廿二日	尾張中島郡一宮町
伊和神社	同	大巳貴命	一	十月十五日	同	播磨宍粟郡神戸村須行名
神部神社	同	大巳貴命	一			
淺間神社	同	木之花開耶姫命	一	三月三日	明治廿一年五月二日	駿河静岡市宮ヶ崎町字賤機山
大歳御祖神社	同	大歳御祖命	一			
戸隱神社	同	天手力雄命	一	五月十五日	明治廿三年二月七日	信濃上水内郡戸隱村
諏訪神社	同	健御名方大神　八坂刀賣大神	二	十月八日	明治廿八年七月十日縣社ヨリ昇格	肥前長崎市西山郷
菅生石部神社	同	菅生石部神	一	二月十日	明治廿九年三月十八日縣社ヨリ昇格	加賀江沼郡福田村
生島足島神社	國中	生島神　足島神	二		明治三十二年七月縣社ヨリ昇格	信濃小縣郡東鹽田村
須佐神社	國小	須佐之男命	一		同	出雲飯石郡須佐村

シムジヤウサイ 新嘗祭。(ニヒナメマツリを見よ)

シムジユツ 鍼術。(イジユツ。アムプクを見よ)

シムダイカギリ 身代限。凡そ人より金穀等を借り(或は預り)し者の。屢ゝ其返濟の約期を違へ。債主の督促する所となるも。遂に辨償の埒明かさるものは。法に據り其家財は勿論所有の土地家屋等を公賣し。以て負債辨償の義務を盡すを身代限(昔身體限とも書す)。又分散といへり。古來この分散の法別に見るへきものなし。德川幕府に至り身代限の制見えたり。今日の民法の所謂家資分散是なり。爾來明治維新に及て。五年六月更に身代限規則を發布せられたり。但爾後又同規則に時々改竄ありしことは下に見えたり。現行身代限處分の概略は。蓋大抵世人の知る所なれとも。今德川幕府以來今日迄の該制の大概を示すへし。幕府百箇條に。身體限申付方之事。一田畑屋鋪家藏家財取上(寛保二年。同四年極)。但他所に家藏有之候分も取上。尤金主立合吟味の上金高不足候得者。追而身上取立次第可相掛旨申付。金高より餘分有之においては。滯金に應し爲相渡可申候。小作滯身體限田畑屋敷は金主へ渡置候上。年々作德を以て滯金相濟においては。地所元地主へ爲相返候事。」店借に候はゝ家財取上。但地借にて家作自分に仕候はゝ家財家作共に取上可申事。」また分散申付方之事。一貸方の內割合不得止有之由願出候はゝ。分散受取候樣に申聞。若不得心之者許分散割合爲相渡可申候。借方之者身上持次第割合請取候者も。一日追て相掛候樣可申渡事」とあり。以上德川幕府の制なり。明治政府に至りては其處分法頗る細密に涉れり。其槪略下に揭く。明治二年七月四日、外國官より各國公使へ達、。外國人より負債の者身代限分散金割合方等を定む。」同五年六月二十三日布告(百八十七號)。身代限規則及身代限揭示案を定む。」同年九月十三日司法省布達(九號)。聽訟上日切濟方の舊法を廢し。身代限を以て處分せしむ。同月十八日布告(二百七十五號)。父兄と同居或は別居の子弟等。身代限の處分方を定む。」同月二十四日布告(二百八十五號)。七月に至る迄租稅納方を淹滯する者は。身代限を以て取立てしむ。」同年十月二十九日布告(三百二十七號)。身代限規則。第六條家祿の件を取消す。」同六年二月二十五日布告(七十號)。身代限揭示日數を六十日と改む。」同年三月五日布告(八十八號)。僧侶身代限規則を定む。僧侶身代限規則を定むるに付。寺院所有の物品部分を立て。寄附帳什物帳を綴らしむ。」同年七月十七日布告(二百五十二號)。身代限に遇たる者より義務を得へき者定約期限內の處置振を定む。」同十二月二十五日布告(四百二十二號)。租稅不納の者を身代限に處する時は。揭示に及はず直に處分す。」同七年七月三日布告(七十一號)。身代限揭示案を改む。」同年九月四日司法省達(二十三號)。身代限を受る者より。他人へ貸附置たる證文ある時の處分方を改む。」同八年四月十日布告(五十三號)。身代限財產中質入又は書入の地所ありて。其債主揭示中訴出さる時の處分を定む。」同九年一月二十四日布告(四號)。租稅怠納の者身代限處分方を改む。」同年四月十五日布告(四十九號)。坑業稼の者身代限の時は。處分濟迄稼業を禁す。」同年十月十四日司法省達(六十八號)。身代限の節詐僞の處爲なす者。及ひ之を助る者は。刑法を以て之を罰す。」同年同月十八日司法省達(七十號)。身代限處分の節。區入費は先取の特權を有す。」同月二十五日大藏省(乙八十八號)。租稅不納の者身代限處分の時。地方官に於て怠納稅の先取を忘却せさらしむ。」同十年七月二十四日司法省達(丁五十一號)。身代限の際。詐僞ある者處分方。」同年九月二十二日內務省達(乙八十六號)。身代限の時區入費先取の上。尙不足ありとも。身代持直し次第償却せしむるに及はす。」同年十一月二十一日布告(七十九號)租稅怠納者身代限徵收を廢し。更に其處分方を定むとあり。以上處分法の如きは。前述の如く。大抵吾人の知る所となし。及勞煩を省かむ爲め。今僅かに其規則の條目を擧くるのみ。讀者尙は其處分方等を詳らかにせむと欲せは。宜しく身代限に關する時々の布達に就きて知るへし。但身代限に關する刑法は左の如し。」刑法(家資分散に關する罪)。第三百八十八條に。家資分散の際其財產を藏匿脫漏し。又は虛僞の負債を增加したる者は。二月以上四年以下の重禁錮に處す。情を知て虛僞の契約を承諾し。若しくは其媒介を爲したる者は一等を減すとし。又第三百八十九條に。家資分散の際牒簿の類を藏匿毀棄し。若くは分散決定の後。債主中の一人又は數人に其負債を私償して。他の債主を害したる者は。一月以上二年以下の重禁錮に處すとあり。さて身代限のせつ公賣に處せざるものは。男女時服着替二通。同夜具一通。職業上必用の諸具等とす。商法の規定に依り破產となる者は。其處分身代限と同しと雖も。其の取締頗る嚴重なり。

シムタウ 神道。我國の神道は祖先を尊崇禮拜するものにして。之に關係せる教義の附隨せる者にはあらさりしが。後世佛法と習合せられて宗教の一種の如くなるに至れり。和漢名數に。日本三部神道を揭けて曰く。【唯一宗源】古來所レ傳純一而不レ雜者也。【兩部習合】弘法傳教慈覺智證以二佛法一附二會于神道一。以二胎金兩部一配二于陰陽一。以二神佛一爲二同一體一者也。【本迹緣起】是社家者流之所レ事。遵二守於各社古來所レ傳之緣起舊記一而行二祭祀一者也。出二名法要集一とあり。明治維新の際祭政

一致の說行はれて○同三年一月布敎之詔あり○同十月三日鎭神之詔あり○神祇官を置かるゝ等頗る斯道を奬勵されしが○明治六年一月三十一日敎部省達にて○敎導職東西兩部の名號廢停候條○自今一般に神道と可相稱候事」との達あり○後此布達は取消されしかど○爰に神道の名起れり○明治九年一月十二日○敎部省布達一號にて○今般【神道部分】相定○現今大敎正を以て左の通各部引受方爲相心得候○就ては神道敎導職は右引受三名を該部管長と見做し○銘々望みの向へ所屬相定め○來る三月限り其段當省竝本貫地方廳へ可屆出旨達す○第一部は千家尊福○第二部久我建通○第三部稻葉正邦と定められ○同十月二十三日更に一部を加へられ○田中頼庸引受となり○同月三十日部分增加に付管長選定の上可屆出旨敎導職へ達し○十一年內務省乙第五十一號達を以て部分廢止せられ○更に管長選定すべき旨達す○十五年內務省乙第三十號達にて【各敎會派名】相唱へ○特立差許されたり○即ち○神道神宮派神宮敎會○神道大社派出雲大社敎會○神道扶桑派扶桑敎會○神道實行派實行敎會○神道神習派神習敎會の六派を定められしが○外に【黑住講社】は已に明治九年中○神道黑住派の別派を許され○又【御嶽敎會】は初め大成敎會へ合同したるが○明治十五年中神道御嶽派と唱へ○別派となり○又明治九年中○修成神道修成派は別派を立てたり○初め神官は神葬祭の祭主となるを得たるが○明治十五年一月內務省達乙第七號にて府縣社以外の神官は神葬に關せざるものとなれり○而して現今の神道敎會は神道○神宮○大社○扶桑○大成○實行○黑住○修成○神習○御嶽の十派とす○

シムヂユウ　心中○男女の互に心情を立て○死を俱にするを心中又情死といふ○元は心中だてを見すると云ふ語より轉じたる也○德川氏の頃心中と唱ふるを禁じ○相對死と唱へしめたる事ありと云ふ○古事記允恭天皇の卷に○輕太子その妹輕大郎女と奸け給ひしか○事露はれ○太子は伊豫の湯に流され給ひしを○大郎女したひ行き給ひ○遂に共に自殺し給へるよしを記せり○本居翁の傳に○此共に自死給へるは○今俗に心中と云事の始とやいはましといへり○又聖德太子傳曆云○二十九年（辛巳推古天皇之御宇）○春二月○太子在斑鳩宮○命妃沐浴○太子亦沐浴○服新潔衣袴○謂妃曰○吾今夕遷化矣○子可共去○妃又服新潔衣裳○臥太子副床○明旦太子竝妃久而不起○左右開殿戶知遷化（時年四十九○或說壬午年者誤也）云々と見えたるは○男女好色の情死とは異なるべし○又吉野拾遺に○里見主税のすけがもとにいみじき若黨あり○心ばせおとなしく○むらなく主人の爲めにほれをくだきて侍るまゝ○里見も不便してめしつかひける○その頃內侍の女の童この男を見そめて○

あなたよりしたしみより○文やうのものしたゝめ○人してひそかにかのもとへつかはしける○心ときめきてさそふ水あらばとよめる昔のうたもあり○まして女のあこがれておこせしむねをいかでそむき侍らん○是さいはひのことよとて○返事したため送りければ○女もいとうれしくて○かしこうぞよそへもらし給ふなと○したしきをたのみて○よひの月くらき程に○ないしの內をしのび出で○そのもとへまかでつゝ○あさからずとしごろの思ひつる事どもをいひはたし○更行く夜半のとりかれもみゝに入らで○たがひにかたりつるまゝに○夜もやう〳〵東の山よりあけがた近くなり侍れば○いざかへりなん○又もいとまをうかゞひてこそとてかへり侍りしが○其後はかの女心ばえそゞろになりて○內侍へのつとめも身にそはで○思ひくらしつるまゝに○人々にもさとられ○さがなくそしりをまうけ○內侍にもきこしめして○時こそあらめ○この頃はものゝふのいそがはしきに○うへにも御こゝろうくわたらせ給ふ折からに○いとにくき事なり○女の方より戀わびたる事はためしも有べきなれど○めしつかふによしなしとて追はなち給ふ○女のわらはもすべきやうなくて○男のかたへゆきて○かくといひつゝ○ひと日ふつかとこそかくしもしてん○さわがしき折からかゝるふるまひを主人に聞え侍らば○行末とてもあしかるべし○たのみよるべきかたも侍らず○時うつらば人もあざけりなん○此世こそつたなからめ○後の世はひさしうなどいひて○よひの程に忍び出けるにや○木ぶかき山かげに入り○二人もろともに刃にふして果けり云々」と見ゆ○これもと倫理に戾るの罪を犯すに至れる惡弊にて○德川幕府のころは往々斯る痴情に迷へる者もありし也○幕府の制條に○男女申合相果候死骸吊に不及取捨○一方存命に候はゝ下手人○雙方存命に候はゝ三日さらし○非人之手下に申付○主人と下人と申合相果候はゝ○主人存命に候はゝ下手人に不及○非人手下に申付る（享保七年）○」されは近松の作れる世話淨瑠理の如きも○曾根崎心中○生玉心中○今宮心中など○時世に愛讀せらるゝを○亦當時の人情を察するに足るべし○されは尙左の規定あるに至る○享保八年三月の達に○男女申合候而果候者の儀○自今死骸者取捨○一方存命候はゝ下手人申付○尤死骸吊候事停止可申付候○且又雙方存命に候はゝ三日晒之上非人手下可申付事○惣而此類繪双紙○竝かぶき狂言等に作候事○堅仕間敷候○若相背候はゝ急度可申付候事○右之通被仰出候間町中可觸知者也といへる個條も見えたり○明治維新に至り○新律綱領謀同死の條○凡姦夫姦婦同死を商謀するに○姦婦已に死し○姦夫未た死せず○姦夫已に死し○姦婦未だ死せさる者は○竝に流三等○また改定律例に○凡姦夫

シムリ

姦婦同死を誤り傷すと雖も。人に阻救せられ未た死せさる者は。闘殴傷に一等を減すと見えたり。

【無理心中】近時新聞紙の報する情死は。多く娼妓にして。客が放蕩の結果。自殺を行ふに當り。強て妓を殺して同時に死する者あり。其の方法はモルヒ子を服用するものあり。或は工業用の硫酸等を用ゐるものあり。又相對上同死する者もあれど。多くは心中立より出つるに非ずして。寧ろ樓主の虐待。借金の増加等より。進退谷まりて死ぬるものなり。

シムリム　森林。本邦上古未た山林原野の制有るを聞かす。中世に至るも。亦唯伐木を禁するに過きす。徳川氏に及て稍其法令を見る。凡河流に沿ひたる山林を濫伐すれは。土砂河中に頽れ。水路を壅塞し。爲めに民業を障碍する。古來其例少なからす。依て山林の制は尤も忽かせにす可らさるものなり。故に徳川氏の制たる。若し已むを得すして禁制の木竹を伐採するときは。必す其地に應する苗木を栽培せしめ。又は沿河の原野を開墾するを禁せし等の如きは。蓋しいつれも河川梗塞の患なからしめむか爲めなるへし。爾後明治の初め。内務省に山林局を置き山野の事務を管理せしむ。尋て十四年に至り。之を農商務省に移せり。此に至り其制大に備はれり。下文明治十七年二月十五日の改正令も。亦河流に沿ふ所の竹木伐採を禁せしもの也。今中古以來山林禁制の沿革を示す左の如し。租税志に云。元明天皇和銅三年二月二十九日。初て守を山戸に充て。諸山の木を伐るとを禁せしむ（續日本紀）。」桓武天皇延暦二十四年十二月二十二日勅。大和國畝火。香山。耳梨等の山。百姓意に任て伐損し。國吏寛容して禁制を加へす。自今以後更に然らしむると莫れ（類聚國史）。」嵯峨天皇弘仁九年十二月二日。近江國滋賀郡比良山の林木を伐るとを禁す。官用に備ゐるを以てなり（類聚國史）。」陽成天皇元慶七年十月二十九日。勅して能登國をして羽咋郡の福良泊山の木を伐損することを禁せしむ。渤海の客北陸道の岸に着するの時。必す還船を此山に造る。住民伐採して或は材無きことを煩ふ。故に豫め大木を伐ることを禁して。民の業を妨くると勿らしむ（三代實錄）。」靈元天皇寛文六年二月二日。征夷大將軍徳川家綱令。近來は山々草木の根株に至るまて之を掘取り。風雨の時土砂川中に流れ出て。水路滯るを以て。自今草木の根を掘取ると停止たるへし。」川上左右の山々樹木なき所は。土砂の流れ落ちさるか爲め。苗木を植うへし。」從前川に沿ひたる原野等に田畑を新開し。或は竹木葭萱を植ゐ堤防を新築し。川路を狹小ならしむ可らす。但山中の燒畑も新に起す可らす（教令類纂）。」櫻町天皇寛保二年二月三日徳川吉宗達。河邊の官林及百姓所有の山林を斬伐して。新畑に開墾す可らす。已むを得す斬伐する時は。其跡地は心を用ひて林となすへし。山中の官林大木良材は殘置き。其外は百姓願に因り斬伐し。跡地は開墾せしむへし（累年錄。大成令。教令類纂）。」桃園天皇寛延二年四月八日徳川家重達。郷帳林帳に記する段別知れさるの官林。檢すへきは之を檢し。當巳年並に來午年の郷帳より段別を書載すへし。且又大山嶮岨場處等にて廻り檢地等も爲し難き分は。其縁由を書載すへし（牧民金鑑）。」寶暦七年六月十二日達。百姓所有の山より。山手米役永等を納むるあり納めさるあり。已來は相當米永の貢納を勘査稟問すへし。且事故あり無年貢の山村は其縁由を委細上申すへし（牧民金鑑。按。徳川氏の時。官の山林原野は段別を記し。百姓に下草錢を納めしめ。下草を刈ることを許す。百姓所有の山林は應分の山手米役永等上納のことを。山帳に記載して勘定所に出たす例なり。且頻々松杉栗苗等栽培の事を懇諭すること枚擧に暇あらす。故に其一二を擧て餘は之を畧す）。」後櫻町天皇明和元年七月二十三日徳川家治達。各代官所預所の内。官林其外空地の場所之あれは。檢見廻村の時點視し。栗松の苗を植栽すへし（差出方掛留記。牧民金鑑）。」後桃園天皇安永元年九月達。各支配所官林。並に民有山林の類。前々授受の文書に據り。支配交替の時に至ても。其地を實檢せさるか。林境分明ならす。郷帳林帳に記載の段別も多分の差違あり。以來檢見の際に限らす。公用の間隙を以て官林並に民有林等の段別を檢し境を分つへし。」官有山林の林帳郷帳に書記すへき地所。並に其段別を取箇方に上申し。檢査の度々異同調書を呈し。右帳簿も其時ことに改正すへし（牧民金鑑）。」光格天皇寛政五年三月七日徳川家齊達。今般特旨を以て。官林檢査の者を差遣せしむ。林内は言ふに及はす。山添野末等小物成も納めす。新田畑にも成り難き空地は。何木に限らす苗木を植ゐ。官林と爲すへし（牧民金鑑）。」また徳川禁令考に。文久三癸亥年二月。帝都山嶽伐木禁止之令。今度攘夷御一决被仰出候に付而者。不慮之儀難計候間。爲御守衞帝都四方山嶽之立木。勝手に切拂候儀向後可爲停止候。併民間柴薪之憂も可有之候間。下草等切拂候儀は可爲勝手次第候。右之趣。京都最寄御料私領寺社領共。不洩樣可被相觸候。と見ゆ。按るに。從前山林の制先つ大抵斯の如し。明治維新以來。漸く之か管理の法を設け。五年に至り總て地券を付與す。依て官有公有私有の別判然せり。維新以來山野の制左の如し。租税志云。今上天皇明治二年六月會計官達。今般關東官林舊旗下上知の林檢視として。租税司附屬差遣せられ。所在檢視せし内。間々不檢束の間

あるを以て。尙嚴に管理すへし。且林の開發すへき場所は木品を賣下け。地代金鍬下年季等を調査申稟し。其林と爲し置くものは格別。木數寸間を檢し林帳を出すへし。」四年十月八日布告。舊來の由緒を以て鄕士百姓町人等の內。山林地子免除のもの一切廢止し。自今相當の地稅上納せしむべし。」五年二月二十四日大藏省達。山林原野を賣買讓渡すものは。地券を付與すへし(按。山野地券。是時耕地券狀と同く發行せり)。」六月十五日大藏省達。從前官林と唱へ伐木を止めたる山林總て賣下すへし。買受の者餘人に賣付するは勿論。山林を有し。若くは伐木するも。隨意にして。全く公物を私有物に改る趣意なるにより。府縣に於て檢査し。華士族卒平民及ひ他管內の者たりとも。廣く入札せしめ。當省に申稟すへし。」山林稅追て改正に至るまて。近傍從來の山林に比較し。相當の稅額を當省に申稟すへし。」從前官林請山(年期を定め伐木採薪等を爲し。山稅を納むるを謂ふ)或は立銀山(每年定額の銀納ある山林を謂ふ)等の稱を以て。年々下草永等を上納し來る場所は其年より廢し。落札本人より山林稅を出さしむへし。」伐木開墾を願ふ時は。地味相當の鍬下年季を定め當省に申稟すへし。」從前官林と唱へ來るとも。其實立木等なき場所は。先に達令せし荒蕪不毛地賣下規則に照準すへし。」九月四日大藏省達。村有の山林郊原其他地價定め難き土地は。字段別のみを記せる券狀に從前の貢額を書載し。肩に何村公有地と記し。其村方に交付すへし。但池沼の類も同一たるへし。」兩村以上數村入會の山野は其村々を組合とし。同前の方法を以て何村何村の公有地と書記し。券狀を交付し。其券狀は組合村方年番持等適宜に定むへし。」總て山林原野の類段別知難きは。姑く無段別に處し漸次點檢すへし。」六年七月二十日布告。各府縣管內荒蕪不毛の地及ひ官林等を請求する者は。士民を論せす賣下せし處。自今之を禁す。」二十八日大藏省達。一村又は數村總持の山林秣場等の公有地は。總て相當の地價を定め收稅すへし。」八年六月二十二日地租改正事務局達。各地方山林原野池溝等有稅無稅に拘らす。從來數村入會又は二村或は某々數人所有等積年の慣行存在し。比隣郡村に於ても其所に限り進退せるを保證するの地所は。假令簿册に明記無きも。其慣行を以て民有の確證と視認し。是を民有地に編入すへし。」九年一月二十九日地租改正事務局議定。出張官員心得書。舊領主地頭に於て既に某村所有と定め。官簿又は村簿の內公證すへき書類に記載有るものは勿論。口碑と雖も樹木草茅等其村の自由に任せ。何村所有と唱へ來りたるとを比隣郡村に於ても瞭知し。遺證に代て保證するが如き山野の類は。舊慣に仍り其村所有と定め。民有地第二種に編入するものとす。但一旦官林帳に組入たるものは此限に非す。」從來村山村林と唱へ。樹木植栽。或は燒拂等の手入を加へ。其村所有地の如く進退し來るもの。他の普通其地を所用して天生の草木等を伐刈し來るものと判然異なる類は。從前租稅の有無と簿册の記否とに拘らす。前顯の成跡を視認めは。民有地と定むるものとす。但一隅を以て全山を併有することを得す。從前秣永山永下草錢冥加永等を納來りたりと雖も。曾て栽培の勞費なく。全く自然生の草木を伐採し來るものは。其地盤を所有せしものに非す。故に右等は官有地と定むるものとす。但其伐採を止むるときは忽ち支障を生す可きもの。賣下或は借地等になすは。地方官の意見に任すへし。」先年甲乙の爭端を生するに當て。其領主或は幕府の裁判に係り。其原野は甲村の地盤と裁許し。而て乙丙之に入會。從來採薪秣刈等爲し來るものと雖も。第三條の如き地にして外に民有の證とすへきものなきは。第三條に準し處分す可し。裁許狀に甲村の地にして甲乙丙入會三箇村進退。或は三箇村所有と明文有るの類は。其證跡顯然たるに因て。納稅の有無に拘らす。之を村持入會地と定め。民有地第二種に編入するものとす。但裁許狀に入會とのみ有る共。實際第一條。第二條の如き地は勿論。舊來入會村外のものより公然山手野手等と唱へ多少の米錢を收め。薪秣等伐採を爲す慣習等有り。其成跡入會村所有に歸すへきものは。民有地第二種と定むるものとす。」地方により遠山に入り薪等を伐採し。之を河川に流漕して賣買を職とする者等は。永年多少の山役永納來る者も。第三條に準し官有地と定むるものとす。」三月十日地租改正事務局別報。民有の山林原野段別。地價調査順序左の如く定む。」山林原野は耕地と同視す可らすと雖も。大略耕地丈量の順序によるへし。」山嶽は斜面側面にて縱橫の間數を量り。段別を算出すへし。」一筆限の區別あるものは。其筆限り耕地同一に丈量し。一字限の區別のみなるものは。其字限り廻分見或は板分見等にて適宜丈量すへし。」深山幽谷或は柴草山等の曠漠たる地にして。容易に丈量しかたき地は。姑く四至の境界を詳記し。周圍の里程を量り。略段別を調査すへし。」丈量了て後地位等級を定むへし。地位の等級を定むるは各地方同一たり難しと雖も。先つ其地質用材山(松柏杉檜山の類)薪炭山(椚楢其他雜木山の類)柴山(萱松露等を生する地も此部に入る)草山竹林萱草生地等を類別して其等差を酌量し。一管內各種を通して十二三等より二十等許に分つへし。」等級確定の上人民より地價申立させ之を檢すへし。」山林原野の地價は一町步毎に若干と計算すへし。」山林地價は收利上より算出すへし。柴草山竹林の如き年々收利を得るの地は。前五年

平均の收利を以て計算し。新炭山用材山の如きは成木年間の一期を視認し。其期限迄に成育する處の立木賣買代價の內より。一期年間の費用(地租區入費共此中に籠る)を除き。殘額を其年間に配賦し。一箇年の收利を以て積算すへし。」山林原野の地價を收利上より算する時は。利子は七分までを用ふへし。」以下全國山野の總段別を記載すれとも。今之を畧す。」十一年內務省甲第五號。部分木仕附條例發布せらる。又十七年二月太政官逹に。民有森林の中。水源を養ひ。土砂を止め。又は風潮を防き。頽雪を支ふるの類。國土保安に關係ある箇所にして。漫に其樹木を斫伐し。鑛物土石を採掘せは。他に障害を及すと不尠に付。是等の箇所は實地の景狀により。其事業を停止せしむることあるへしと逹せり。同二十一年三月農商務省訓令第五號を以て山野火入取締方標準を定められ。同三十年四月法律第四十六號を以て森林法公布あり。同年十二月同施行細則定められ。同年十一月勅令第四百四十四號にて保安林に關する規程に限り森林法を施行すべき島嶼を指定され。同年十二月勅令第四百五十五號にて保安林編入解除手續公布され。同年同月第四百四十五號にて沖繩縣其他の保安林編入解除の手續公布されたり。同三十二年三月法律第八十五號にて國有林野法公布され。同三十一年六月內務省布逹甲第十四號にて部分木仕付條例心得の件布逹せらる。是より先。明治十四年中。農商務省設置と共に省中へ山林局を置かれ。同時に民間には林學協會の設置を見。森林保護の事漸く世に唱へられたり。【山林學校】明治十年。內務省地理局にて樹木試驗場を東京府下北豐島郡西ヶ原村に設け。樹木に關する實驗をなせしに起源し。同十四年農商務省山林局の所轄となり。同十五年十一月東京山林學校と改稱し。同十九年四月駒場農學校と共に農商務省の直轄となり。同七月二十二日合併されて。更に東京農林學校の設立あり。二十三年六月十一日農科大學として文部省に屬す。

シム子ム 新年は。暦の改まる祝として。皇室より人民に至るまで。神祇を祀り。祝詞を交換し。舊年の庇護交誼を謝し。新に來れる年中の庇護交誼を願ふの式あり。一月一日より三日までを三箇日と云ひ。六日を六日年越とし。松飾を撤す。十五日にて新年の式了る。此間初卯。初寅。初巳待等あり。又二十日正月とて畿內の人は。赤豆餅を食ひ。又は赤豆飯を炊て食ふの風あり。行事の一二を錄せば。一日。四方拜。初日出。惠方參。二日。初荷。寶船賣。船乘初。三日。元始祭。謠初。四日。政事始。消防出初式。五日。新年宴會。六日。六日年越。七日。大殿祭及御講書始。弓初。七種粥。八日。陸軍始觀兵式。九日。海軍始。十日鈌く。十一日。藏開。鏡開。上野東照宮連歌會。十二日。十三日鈌く。十四日。十四日年越。削掛をかく。十五日。小豆粥。藪入。三芝居狂言初日(江戸時代)。十六日。齋日。藪入。十七日。十八日。十九日。共に鈌く。二十日。惠比須講。二十日正月。猶各條下及ひカドカザリ。ウソカヘ。クヒツミ。トソ。がを見るへし。

シムブムシ 新聞紙。(雜誌)。世態を詳悉し世務に處するの智識を得るは。汎く世間の事情に逹せされは能はさる所也。古昔は姑く置き。德川幕府の頃は諸藩に留守居役といふものありて。公務を始め外交の事を掌り。以て藩務を處理せり。また諸藩にて幕府の坊主に依托し。日々柳營にて表向き行はれし事務。及ひ老中の出勤不參のこと共を書き送らしむ。これを御沙汰といふ。また留守居中申合せの帳會といふ事あり。封廻狀なといふ順逹の廻文ありし。是れ皆世間の事態を知るの要たり。今日より見れは甚はだ區域の狹きものにて。迂遠におもはるゝこと也。然れと當時に在ては甚た必要のものなり。又藩々にて自から士人を江戸市中へ派出して。報告をなさしむ。之を周旋書又は風聞書と稱す。又遠國へも軍事探偵の如きものを出して報告を徵したり。而して一般に發賣するものは瓦版と稱し。火事非常祭禮の模樣など時々の出來事を粗末なる木版に刷り。讀賣したる野師あり。瓦の上に彫刻したる故。瓦版と稱せりとも云へり。當時官令は町村の年寄名主を經て人民に逹し。一般の風聞は髮結床にて人の口より耳に通したるなり。明治革新以來世務多端。海外の交通も盛に開け。知新の務益々必要となれり。是に於てか新聞紙の發行あり。今ま玆に新聞紙に就ての沿革を略叙すへし。文久年間バタビヤ新聞。六合叢談。中外新報なと世間に行はれたり。元治年間アメリカ彥造。本間潜造。岸田吟香の諸氏相謀り。橫濱に於て新聞を發行せり。半紙十枚程にて。每月二三回發行し。悉く筆記してこれを社中に配布せり。題號を單に新聞紙と稱せり。慶應三年に至り萬國新聞。藻鹽草。中外新聞。江湖新聞等。十數種の新聞世に發行せり。これ何れも木版に刊し。和紙に印刷し。雜誌體に製本せり。明治四年四月。橫濱每日新聞始て日刊をなせり。十二年社を東京に移し。東京每日新聞と改め。後また每日新聞と改稱し。今京橋區尾張町に局を開けり。是より日刊新聞陸續發行せり。東京日々新聞同五年二月より開刊。郵便報知新聞同年三月開刊。後報知新聞と改む。朝野新聞同六年八月開刊。讀賣新聞同七年十一月開刊。東京繪入新聞八年四月開刊。中外商業新報同九年開刊。時事新報同十五年三月開刊。繪入自由新聞同年九月開刊。繪入朝野新聞同十六年開刊。此社は後に江戸新聞と改め。後東京中新聞と稱し。幾くもなく

中央新聞と改稱す。東京朝日新聞同二十一年七月開刊。都新聞同十七年九月開刊。やまと新聞同十九年十月開刊。東京公論同二十年十一月開刊。東京新報同二十一年十二月開刊。日本同年二月開刊。大同新聞。江湖新聞。國民新聞二十三年一月開刊。

右諸新聞發行の概略なり。

雜誌の數頗る多し。其最古きは明六雜誌。評論雜誌。團々珍聞。農業雜誌。東京經濟雜誌等也。今保證金を納めし分を玆に掲く。【政治經濟法律の部】國民之友。京橋區日吉町四番地民友社。政治。社會。經濟及文學に關する事項。官令。廣告(每月三回三の日發兌明治二十年一月二十七日屆)〇日本人。京橋區三十間堀町三丁目五番地政教社。政治。宗教。文學。理學。農。工。商等の類(每月二回三日十八日發兌明治二十一年四月三日屆)〇文。日本橋區本町三丁目十七番地金港堂。政治。法律。教育。學藝。美術。農。工。商(每月二回十五日末日發兌明治二十一年六月六日屆)〇明治之輿論。神田區仲猿樂町十七番地明治之輿論社。政治。法律。經濟。宗教。衛生。文學。世事。批評。雜件(每月二回一日十五日發兌明治二十一年九月十九日屆)〇保守新論。小石川區江戸川町廿四番地中正社。保守中正を主とし。古今內外の政治。法律。經濟又は學術上に係る社說論評。寄書。雜錄。雜報。講義。小說。時事。廣告(每月一回二十日發兌明治二十一年十二月二十四日屆)〇自治新誌。神田區駿河臺鈴木町十一番地自治新誌社。政治。法律。經濟。文學。學術。其他一般の事柄に關する記事。論說。官令(每月二回一日十五日發兌明治二十二年二月一日屆)〇天則。本鄉區本鄉六丁目五番地哲學書院。社會學の學理に依り。中外社會の風俗。慣習。時事。政治。經濟。宗教。學藝。教育。道德。法律其他百般の事件に付利害得失を論說す(每月一回發兌明治廿二年三月一日屆)〇新演說。日本橋區大傳馬町三丁目二十二番地大成館。政治。法律。學術等の演說及討論並に時事。論說。各種の廣告等(每月二回一日十五日發兌明治二十二年三月二十八日屆)〇利國新誌。日本橋區元兩替町十一番地利國社。政治。經濟。文學。工藝(每月二回五日二十日發兌明治二十二年九月廿六日屆)〇無遠慮。南豐島郡澁谷村六十二番地雄飛社。公布。公達。訓諭。論說。政治。法律。經濟。教育。學術。技藝。農。工。商業。統計。物價。氣象。事變。外報。飜譯。小說。詩文。和歌。紀行。公判筆記。滑稽。頓智。寄書。投書。繪畫。廣告等。其他社會の出來事(每月二回發兌明治廿二年十月五日屆)〇富國。日本橋區本石町三丁目十六番地博文館。政治。法律。經濟に關する事項(每月二回一日十五日發兌明治廿二年十二月十七日屆)〇東海政法雜誌。荏原郡品川町元南品川宿七番地荏原政法社。政治。法律。經濟の問答其他學術に關する論說及內外の報告。官報。小說。農。工。商。產業の景況。廣告(每月一回二十五日發兌明治二十二年十二月二十八日屆)〇庚寅新誌。芝區芝公園八十四號庚寅新誌社。政治。經濟。文學。社會。農。工。商等(每月二回一日十六日發兌明治二十三年一月二十六日屆)〇公友雜誌。日本橋區西河岸町十七番地公友雜誌社。政治。法津。經濟。文學。其他社會百般の評論及報道(每月二回一日十五日發兌明治二十三年二月十五日屆)〇日本評論。麴町區三番町十番地日本評論社。政治。文學。宗教。經濟其他社會上全般の必要に關する雜報及論說(每月二回發兌明治二十三年二月十九日屆)〇龍門雜誌。深川區福住町四番地龍門社。政治。法律。經濟及農。工。商に關する事項或は時事の記事(每月一回明治二十三年三月十日屆)〇京華新報。京橋區南槇町一番地京春社。政治。法律。經濟。文學。人情。風俗(每月三回明治二十二年屆)〇東京經濟雜誌。京橋區彌左衞門町七番地經濟雜誌社。財政。商業及銀行等に關する論說。景況を主とし傍ら政治。文學及一般の報告を記載す(每土曜日發兌明治十二年一月二十九日屆)。【殖產及工商の部】農業雜誌。麻布區本村町十七番地學農社雜誌局。農藝の學術實驗說より生產上一切の談話。經濟。政治。教育。宗教。工。商業。北海道錄事。時事。叢說。官報。物價。報告(每月三回五の日發兌明治十九年六月十四日屆)〇農界叢誌。赤阪區南町一丁目三十一番地農界叢誌社。農業及農民に關する風俗。實業。學術。政治。法律。經濟。文學教育上の記事。論說。寄書。官令(每月三回五の日發兌明治二十二年六月十一日屆)〇銀行通信錄。日本橋區坂本町四十番地銀行集會所。銀行に關する布告。布達類。銀行營業上の論說。記事。雜報等(每月一回二十八日發兌明治十八年十一月十二日屆)〇銀行雜誌。京橋區木挽町十丁目二番地銀行雜誌社。政治。經濟。理財。商業上に關する論說。飜譯。雜報(每月二回五日十五日發兌明治二十一年九月二十九日屆)。【文學及教育に關するの部】國光。麴町區平河町五丁目二十八番地國光社〇女學雜誌。麴町區富士見町二丁目一番地女學雜誌社。女學上の論說を掲くれとも時により政治を論す。(每週一回發兌明治二十二年十月五日屆)。【宗教に關する部】明教新誌。京橋區三十間堀町一丁目二番地明教社。官令。諸達。佛道。各宗派錄事。寄書。報告等を記載す。(隔日發行明治十六年五月二十九日屆)〇正教新報。神田區駿河臺北甲賀町十三番地愛々社。宗教。神學の講義。論說。終身の鑑とすへき聖賢の言行及內外宗教に關する雜報(每月二回發兌明治十六年六月五日屆)〇喜の音。日本橋區蠣殼町一丁目四番地三浦徹。基督教道德教育並內外の美事善行(每月一回發兌明治十六年七月十日屆)〇基督教新聞。京橋區出雲町一番地警醒

社。宗教。政治。文學。教育。衛生(毎水曜日發兌明治十六年七月十四日屆) ○大同新報。芝區西久保廣町二十三番地大同團編輯局。政治。宗教。文學。哲學。法律。經濟(毎月二回十日十五日發兌明治十七年二月十四日屆)○會通雜誌。本鄕四丁目五十三番地會通雜誌社官報。神道各派錄事。論說。祭祀。政教。教育。衛生。產業。技藝。內外彙報。傳記。小說。英語獨修。寄書。廣告。雜件 (毎月三回五の日發兌明治十八年八月十五日屆)○日宗新報。京橋區金六町十四番地日蓮宗教報社。官報拔萃。諸派錄事。日蓮宗錄事。海外雜報。論說。傳記。質疑。決答。廣告 (毎月六回三八の日發兌明治十八年十一月十四日屆)○日本國教大道叢誌。本鄕區湯島龍岡町三十三番地日本國教大道社。儒神佛を調和し國教を制定する主旨に基き宗教に關する社說。雜錄。廣告(毎月一回二十五日發兌明治二十一年七月十一日屆)○淨土教報。牛込區喜久井町四十六番地教報社。官令。宗教。風俗。政治。法律。農。工。商の報告 (毎月六回三五の日發兌明治二十一年十二月二十四日屆)○眞理之鐘。京橋區築地明石町十二番地發光社宗教。文學。 政治 (毎月二回第一第三水曜日發兌明治二十二年二月十九日屆)○眞誌。荏原郡大井村三千百四十二番地眞誌發行所。宗教。政治に關する論說。傳記。 小說。飜譯。詩歌。廣告。官令(毎月一回發兌明治二十二年四月八日屆)○眞理。 神田區駿河臺鈴木町十一番地世光社。神學。哲學。政治學。法律學。經濟學(毎月一回二十日發兌明治二十三年九月十九日屆 ○公教雜誌。神田區猿樂町六番地公教雜誌社。 宗教。政治。法律。文學(毎月二回五日二十日發兌明治廿二年十月七日屆)○ゆにてりあん。京橋區八官町十七番地惟一社。 宗教。倫理。哲學(毎月一回發兌明治廿三年二月十二日屆)【小說の部】都の花。日本橋區本町三丁目十七番地金港堂。中外の小說(毎月二回發兌明治廿一年十月屆)。今茲に載る新聞雜誌類は東京に於て發刊する所の概略也。此外京都大阪諸地方にも若干の新聞雜誌あり。一々是を載るに遑あらず。」以下新聞發刊に就て官より規律を設けられし條件を略記すべし。 明治元年六月九日。官許を經ざる新聞紙等刊行販賣するを禁ず。」二年二月八日。新聞紙出版を許すに付大學校に於て都て取締を爲さしむ。」五年三月二十七日。 新聞雜誌。 日報社新聞。横濱毎日新聞の三種を日々各府縣へ分付す。」六年四月十日。在官の者は官事及外國交際の妨碍と爲る事等一切新聞紙に掲載するを禁す。」同年十月十九日。 新聞紙發行條目を定む。」七年一月二十八日。從來大藏省より各府縣へ配達の新聞紙は。自今內務省より交付するをとす。」同年二月十七日。 佐賀縣下賊徒征討に就き軍事に係る諸件等新聞紙に掲載を禁ず。」同年三月二十三日。 內務省より新聞紙を配達するを止め。代金を渡して自由に購求せしむ。」同年四月二十三日。府縣に分付する新聞紙の代價を增額す。」同年十一月十二日。 從來諸社新聞紙交付を改め。 更に東京日々新聞紙を配付す。官費を以て新聞紙買上の例を廢す。」八年五月十七日。更に各廳常費內より年額八十圓を取り之を新聞費と爲し。各種適宜に購求せしむ。」又郵便の項參看すべし。

【新聞紙に關する制規】戊辰の年櫻癡居士(福地源一郎)と採菊散人(條野傳平)と計りて江湖新聞といふを發行したり。今日でいふ雜誌にして月七八回の發兌なり。此紙は佐幕主義にて奥羽若しくば小山。宇都宮邊りの脫走兵と官軍の接戰の如きは。多く脫兵勝利の事のみを載せ。或は德川氏處分の事に附きては忌憚を憚らず論じ。識らず〲當路者を誹謗する文字も尠からず。 其中に舊鳥取の藩士にて何三郎とか云人。日光廟へ草鞋履の儘昇り。 拜殿にて痰を吐しとか云事あり。櫻癡居士之を痛論して和田倉內舊會津邸に在たる糾問所へ引致せられ。 假に鐵窓の內へ繫るゝ事となりしが。其糾問の廉々悉く申開き相立。無罪放免とはなりしが。 此時新聞紙禁止の令出しも。明治三年細川潤次郎の建言に依りて新聞紙發行の禁を解かれ。爾國藥研堀町にて關篤輔が率先して。新聞雜誌といふ月六回發兌の册子を發行し。續て横濱にて毎日新聞の發行あり。 東京にては條野傳平が東京日々新聞といふ日刊新紙を發兌し。櫻癡自ら主筆となりて手腕を揮しより。遂に今日の新聞世界あるに至れり。 爾れば一度起りたる新聞紙を禁止せしは。 櫻癡居士と採菊なり。 又た其禁を解るゝに及んで今日の隆昌あるに至らしめたる者は櫻癡居士なり。 採菊なりと申さんも不可なからん。」明治八年六月二十八日。新聞紙條例を改定し。新聞紙條目を廢す。」同年七月七日。 凡そ官吏たる者官報公告及百般學科を除くの外一切の政務を私に新聞紙等に叙述するを禁す。」同年九月十二日。 自今各縣事務に係る上申往復等の公文を新聞紙に掲載するを禁す。」九年七月五日。 已に准允を受たる新聞紙雜誌雜報の國安を妨害すと認めらるゝものは。 內務省に於て其の發行を禁止又は停止すへし。」同年十月三十一日。 熊本縣下賊徒追討に就き軍事に關係の件諸官廳より新聞紙に掲載せしむるを禁す。」 同年十一月十三日。諸新聞紙各廳事務上に於て必要の分は自今定額內を以て購求するを許す。」 同年十二月四日。新聞紙等准允を得たる後三十日間に發行せさる者。 及休業屆出の後五十日間に再行屆なき者は竝に准允の權を失し廢絕のものとす。」十年二月十九日。 鹿兒島縣下暴徒征討に就き右に係る無根の傳說等妄に新聞紙に掲載するを禁す。」十一年五月十七日。

新聞紙雜誌雜報の諸願伺屆等は。自今警視本署へ差出さしむ。」同年六月二十七日。新聞紙雜誌雜報。讓渡改題竝記事の性質を變更するものは。自今其旨趣を詳記し出願許可を受しむ。」十二年十二月八日。警視廳は新聞の讀賣を禁ず。」十三年十月十二日。令して新聞紙發行禁止停止の法を定む。」十四年二月二日。新聞紙雜誌雜報等。發兌の都度二部つゝ自今警保局へ納出しむ。」十六年四月十六日。條例を改定し保證金を管轄廳に納めしむ。」二十年十二月二十八日。勅令第七十五號新聞紙條例は。新聞紙を發行せんとする者は發行の日より二週日以前に發行地の管轄廳(東京府は警視廳)を經由して內務省に屆出へし。その屆書には題號。記載の種類。發行の時期。發行所及印刷所。編輯人及印刷人の氏名年齡を記し。屆出を爲したる後。題號記載の種類又は發行人を變更せんとするときは同一の手續に從ひ屆出へし。」發行人死去し又は法律上其資格を失ひたるときは一週日以內に發行人を定め前の手續に從ひ屆出へし。」發行の屆出をなしたる日又は發行休止の日より五十日を過きて發行せさる時は其屆出の効を失ふ。內國人にして滿二十歲以上の男子に非されは發行人。編輯人。印刷人となることを得す。」公權を剝奪せられたる者及公權を停止せられたる者其停止間發行人。編輯人。印刷人となることを得す。編輯人。印刷人は互に相兼ぬることを得す。」發行人は保證として左の金額を屆書と共に管轄廳(東京府は警視廳)に納むへし。」一。東京に於ては千圓。」一。京都。大阪。橫濱。兵庫。神戶。長崎に於ては七百圓。」一。其他の地方に於ては三百五十圓。」一。一月三回以下發行するものは各前記の半額。」保證金は時價に準したる公債證書又は國立銀行の預手形を以てこれを納むることを得。」學術。技藝。統計。官令又は物價報告に關する事項のみを記載するものは本條の限に非す。」保證金は新聞紙の發行を廢止し又は其發行を禁止せられたる時は之を還付す。」以上の屆出を爲さす。又は保證金を納むべき新聞紙にして保證金を納めすして發行するものは。正當の屆出をなし。又は保證金を納むる迄警視總監又は地方長官に於て其發行を差止へし。」發行每に先つ內務省に二部。管轄廳(東京府は警視廳)及管轄始審裁判所檢事局に各一部を納むへし。」新聞紙記載事項の錯誤に付き。其事項に關する當人又は關係ある者より正誤又は正誤書辨駁書の揭載を求めたる時は。其求を受けたる後其次回又は第三回の發行に於て正誤をなし。又は正誤書辨駁書の全文を揭載すへし。若し正誤書辨駁書の字數原文の二倍を超過する時は。其超過の字數に付其新聞社の定めたる普通廣告料と同一の代價を要求することを得。」正誤辨駁は原文と同號の活字を用ひ同一欄內の首部に揭載すへし。」正誤辨駁の文章若くは趣旨法律に觸るゝとき又は之を求むる者其氏名住所を明記せさる時は揭載するを要せす。」官報又は他の新聞紙より抄錄せし事項にして。其官報又は新聞紙に於て正誤又は正誤書辨駁書を揭載したる時は。當人又は關係ある者の求なしと雖も。其新聞紙を得たる後。其次回又は第三回の發行に於て正誤すへきと前條の例に依る。但廣告料を要求するとを得す。」新聞紙に記載したる事項に付き裁判を受けたる時は其新聞紙の次回發行に於て宣告の全文を揭く。」重罪輕罪の豫審に關する事項は公判に附せさる以前のもの及ひ傍聽を禁したる訴訟に關する事項。刑律に觸れたる罪犯を曲庇するの論說。刑事の被告人又は刑律に觸れたる犯罪人を救護し。又は賞恤する爲にする文書。公にせさる官の文書及上書建白請願書は當該官廳の許可を得さるとき。官廳の記事及法律に依り傍聽を禁したる公會の議事は之を記載するとを得す。」就中治安を妨害し又は風俗を壞亂するものと認むる新聞紙は內務大臣に於て其發行を禁止し。若くは停止し加ふるに其新聞紙を差押ふることを得。陸軍大臣海軍大臣は特に命令を發して軍隊軍艦の進退又は軍機軍略に關する事項の記載を禁することを得。」新聞紙に記載したる事項に付き公訴を起すときは檢察官は假に其新聞紙を差押へ。裁判官は犯罪の情狀に依り差押へたる新聞紙を沒收することを得。」新聞紙に記載したる事項に付き訴訟を起したるとき原告に於て其新聞紙に署名したる編輯人は實際主として編輯事務を擔當する者にあらすして他に主任編輯人あることを證明したる場合に於ては裁判官は其署名したる編輯人及實際の主任編輯人をして共に其責に當らしむ。」新聞紙に記載したる事項に付き誹毀の訴ある場合に於て其私行に涉るものを除くの外裁判所に於て其人を害するの惡意に出てす專ら公益の爲にするものと認むるときは被告人に事實を證明することを許すとを得。若し其證明の確立を得たるときは誹毀の罪を免す。其損害賠償の訴を受けたるときも亦同し。」裁判確定の日より一週日以內に裁判費用及罰金を完納せす又は損害を賠償せさるときは保證金を以て之に充つへし仍ほ足らさるときは刑法徵收處分に依る。」保證金を以て裁判費用賠償及罰金に充てたるときは發行人は管轄廳(東京府は警視廳)の通知を得たる日より一週日以內に其缺額を完納すへし若し完納せさるときは其之を完納するに至るまで警視總監又は地方長官に於て其發行を差止へし。」屆出を爲さず保證金を納めずして發行したるときは發行人を五圓以上百圓以下の罰金に處す。但詐稱の罪を犯すものは罰發行人に同し。」政

シムフ

體を變擾し朝憲を紊亂せんとするの論說を記載したるときは發行人編輯人印刷人を二月以上二年以下の輕禁錮に處し。五十圓以上三百圓以下の罰金を附加す。本條を犯す者は其犯罪の用に供したる器械を沒收す。」猥褻の新聞紙を發行するときは發行人編輯人を一月以上六月以下の輕禁錮又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す。」其他本令に違ふものは罰條あり。此條例を犯したる者は刑法の自首減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす。又公訴の期滿免除は六箇月とす。」時々に發行する雜誌の類は出版條例に依るものを除くの外皆此條例に依る。」此の條例を以て。是迄の如く記者の禁錮に處せらるゝこともなく。從て新聞社にて編輯長以外に禁獄擔當者として。名義上の記者を雇ひ置くの風も不用となり。政府も言論の自由を認めて。漫りに官吏侮辱の訴を起さず。之れを訴ふるも裁判官之を有罪とせさる事となりぬ。然るに行政の處分として。發行を停止するの例は最も多く濫用され。停止の間財政の爲めに新聞社の仆るゝものもありしが。明治三十年三月法律第九號を以て。これを改正し。爾來停止の事なきに至れり。明治三十三年一月律令第三號にて。【臺灣新聞紙條例】發布さる。

【新聞紙の種類】創始時代は別とし。やゝ發達せし明治十年前後に於て。新聞紙に紙面の上よりして自ら大小兩種に別れたり。大は主として政事上に關し。小は主として世間の俗事を報じ。隨て大は傍訓なく。小は傍訓を施し。且つ東京繪入新聞起りて以來。新聞紙面の上より論ずれば。挿畫に小說に小新聞の施しゝ改良は頗る進歩し。且つ價格低廉にして多數の讀者を得るにつとめたれば。營業上よりする實益は寧ろ大新聞の上に出づるに至れり。かくて小新聞の財政の豐かなりしは。益ゝ改良の時運を促せり。これが最先をなしゝは小新聞中の長老なる「讀賣」なりしと覺ゆ。成島柳北。加藤九郎等の諸氏が筆を「讀賣雜譚」に加へしば。小新聞が大新聞に脚を加へし初めなるべし。高田早苗入りて主筆となるに及んで。人は目を側てたり。大小新聞の界線は早くこの時に除却されぬ。蓋し當時政熱のつよき。床屋。湯屋の談柄さへこれに向はざるはなく。勢ひ此の改良の必要を來したるなり。既にして「時事新報」の發兌あり。この新聞が三田一流の通俗文體と。着筆の政事一方に傾むかず。社會萬般に涉れるとは。益ゝ大新聞と小新聞との別を亂しぬ。されど世にはこの新聞をば例外としたれば。一般の新聞紙界にはさしたる影響なく。三田特調と許されて罷めり。後ち矢野文雄。森田文藏の二氏歐洲より歸りて「報知新聞」に筆を執るや。新聞紙界はいたく之がために攪擾せられぬ。「報知」か紙面の縮小。定價の低下は逆に大新聞より小新聞の領分に踏みこめり。然れどもこれよりさき小新聞一齊に紙面を擴張して大新聞の領分を襲ひたる事あり。紙面の上に於ける大小の別は雙方より歩寄せをなすに及べり。定價の低下は一般大新聞に影響を來し。新聞の直を崩しゝは實に報知の率先するところとす。既にして國會開設の事あらむとし。政治的氣運の社會に普及すると共に。一切の新聞紙は政治の方面にむかへり。乃ち社說の挿入。紙面の擴張。文體の高尙等。小新聞は相率ゐて大新聞の調子を帶び來りぬ。之を要するに「報知」の突飛ありしかど。小の大に傾むとするは當時新聞紙界の趨勢なりき。更にこゝに新潮あり。「國民新聞」この頃世にあらはれぬ。彼は西洋新聞の脫化めきたりとはいへ。尠なからぬ創案を我新聞紙界に寄與したり。繪畫及記事に於ける特色に由りて政治(大)社會(小)の外。文學趣味の新聞と稱せらる。挿畫及小說等の方面に於ては小新聞の界に出入し。社會の方面に於ては「時事」の境を襲ひ。而して通常大新聞といふものゝ本領を得て。傍ら文學を鼓吹す。頗る調和の妙を得て氣の利きたる新聞なりしなり。斯くて挿畫に於て大新聞また小新聞に近づくに至れり。繪入といへることは。只ゝ畫工芳幾の挿畫ある東京繪入新聞といへるもの。讀賣と相竝び盛行せしが。小新聞の多くはみなこれに倣ふに至り。遂に今日に於ては之を挿まざるはなきに及べり。政事上の機關に供さるゝ新聞は。その本來に於て大新聞の系統を引けるものなるに。「中央」。「めざまし」等の小新聞のこれに當るに及びて。いよ〳〵大より小に移るの過度を速にせり。蓋し營利上よりすれば。成るべく多く賣らざる可らず。小新聞の性質の多數の讀者を得るに相應せる。大新聞一齊に小新聞化するにいたれり。小の生長して大となり。大の變じて小となる。斯の如くして雙方同種のものとなり。今や新聞に良否の評はあれど。大小の別を立つるものなきにいたれり。日清の役に於る新聞社の財政はいづれも收支相償はずして。其維持に苦みたるが多かりしならむ。而して之を回復せむとして紙面の改善をはかるもの。二十九年中各社相繼げり。當時その改良方針を決せむとし。賣方の側の意嚮を叩くに。賣捌手は異口同音に曰く。記事をやはらかくせよ。曰く實業記事を加へよと。新聞紙の實業記事なるものは久しく用なきものゝ如く見做されしも。「時事」。「朝日」の如きはこの方面の注意周到を以て。この方面に迎へられ居たりしが。戰後起業熱の暴騰は。新聞紙上實業欄を擴張せざるを得ざらしめぬ。それと反して政事的記事はいたく氣炎を減じたり。戰時株式市場に於ける「東京日々」。「時事」の號外が。いかに目前に新聞と相場と大なる關係を有するか

を明白にしたりしぞ。戰後改良の新聞紙は。一面は實業記事を增加する事一の必要なる條件となれり。一面は總傍訓にして講談。挿畫。社會雜件を掲載するを必要となすにいたりて。諸新聞遂に同一種のものとなれり。只だ「日本」のみふるき大新聞の體面を持ちて。儼然として獨尊の威を示しつゝありとす。諸新聞がこの改良に從へるにつきては。「每日」の編輯に長老たる野村氏はいふ。戰時に於て新聞紙の發賣高の多かりしは言ふまでもなきことなれど。この新聞の熱心なる讀み手のうちには。總傍訓にあらざれば不可なりし向多分を占しならむ。即ち西南戰役の當時よりも多數の兵士を要せしと。その兵士は徵兵制度の完備と共に平民間より出しが多く。新聞に據りて戰況を知らむとつとむる。その家庭智識の程度は。傍訓を必要とする等よりこの傾向は來りしならむ。日清戰役なる大廣告は。たしかに新聞紙を從來必要とせざりし低級の社會に向つて播きつけたりしなり。一度新聞の妙味を喫しては戰後その購求を繼續するにいたれり。即ち新聞の讀み手の領分のこれによりて新に開拓されしなり。總傍訓。挿畫。講談等の迎へらるゝはこの方面の必要に應ずるものなるべしと。理ある言なりと謂ふべし。此の幾變遷を經て遂に往時の大。小。政事。社會の別はやぶられ。今は多少の硬軟の別なきに非ずと雖。そは寧ろその各自の特質にして。大小の系統なるものは消滅さるゝにいたれり。一の進步なりと謂ふべし。（以上世事畫報）。【輪轉印刷機】の新聞業に用ゐられしは。二十三年國會開設に付。其議事筆記を發行するの必要より官報に用ゐられ。尋で「朝日」。「時事」に用ゐられしが。日清戰爭以後は地方早配の手順上等より。益ゝ之を用ゐる社多し。蓋し一方よりすれば部數增加の結果なりとす。」尙二十九年六月中の「早稻田文學」には前說を補ひて左の觀察をなせり曰く。氣運の向ふところ。且つは日清戰爭の影響を受けて。新聞紙の面目次第に改まり來たりぬ。小新聞が大新聞の範圍を侵したる反動として。大新聞が小新聞に近くを今日の趨勢とすといへるは。げに爭ふべからざる事實なり。これ一つは本紙を主人向き。中挿みを細君向きといふ便宜を當て込みたる新聞事業家の寸法にもよるべけれど。政事種に秋風たちて社會的記事悅ばるといふ好尙の變移にもよるべし。尤も彼のみだりがはしき艷種の日にます／＼增加するが如きは。一方に於ては新聞業者の不見識を示し。他方に於ては看客の下劣なるを示す。決して喜ぶべき事にあらずと雖も。現に或る一部分に於ては此等陋野なる記事を擯斥して。「讀賣」。「報知」の如き稍ゝ目易き艷種を愛讀し。當業者また之れを賣り物とするものあるを見れば。此の弊もやがては薄らぐ事なるべし。艷種も一種の社會的記事に相違なけれど。なほ他に「報知」の「女子の職業」の如き。「時事」の「流行案內」（例ば盆栽。小鳥。古切手。古錦繪など流行の物好きを報道す）の如き。或は娛樂界の消息（寄席案內。芝居だよりの外に音樂會の評など）。或は社會下層の探究などの類多くなりぬ。さて此の下層探究の記事に就ては本誌もしば／＼報する所ありしが。近ごろ或人冷評して曰く。「新聞記者が下等社會を詮索するは。あまり錢がかゝらぬ事なればなり。あの通り上等社會の內幕を報道すれば。一層面白きに相違なけれど。それは資本の入るをゆゑ六つかしかるべし」と。こはやゝ過酷の評なれども。上流社會の探究せられざるは實際にして。これはこれ今の小說界に於ても認めらるゝ所の缺點なり。又一人の曰はく。「上流社會の事の筆に上ぼらざるは其の手蔓なければなり。日本には社交俱樂部といふもの無きゆゑ。貴婦人などを觀察するの機會なければなり。探訪者など大臣の應接室へは入ることを得れど。夫人の居間へ通ることは出來ざればなり」と。蓋しかゝること尙數ふれば夥多あるべし。而も所謂社會種の新聞紙上に殖え來たりたるは事實なり。而して此等社會的記事は他の政事種を壓倒したると同時に文學に關する記事評論をも殺ぎ去りたり。尤も此の事は已に前號に報じたれば今改めて茲に贅せず。尙は近頃最も著き現象は訪問記の多くなれる事なり。就中。技術家。藝人などに屬するもの多きは。單に娛樂の目的より出でたるなるべけれど。一般の思潮が研究的。探索的となれるにもよるべし。また海外の消息を傳ふることも稍ゝ繁くなれり。こは明かに征清役の影響なり。特に西洋に於ける新聞事業のさまを報道せるものゝ。ちらほらと見受けらるゝ。蓋し偶然ならざるべし。科學上の記事も昔日よりは增したり。「東京朝日」の投書家が大に通俗科學を鼓吹せよといへるは。耳立ちて聞こえぬ。要するに新聞紙上の進步著し。また。其の【挿畫】の如きも稍ゝ趣を改めたる由。已に一應は報じたりしが。近頃「日本」に白雲といへる人あり。之につきて詳細なる調査を揭げたり。茲に其の要點を轉載せんに。目下新聞紙所載の繪畫は時事畫。諷刺畫。美術的の畫。學藝上の畫。肖像畫。小說の挿畫。風俗畫の七種より成り。「時事畫」は今迄稀なりしが。日清戰爭は大に其の必要を感せしめ。當時畫家にて從軍せしは時事に淺井忠。安西直藏。高島信あり。國民に久保田米僊父子あり。西村信一は報知に現はれ。日本に中村不折あり。千谷敏克も同紙に現はれたり。「諷刺畫」は未だ幼稚たるを免れず。ぽんち專門家ともいふ可きは小林清親及び其門下生米作の二氏あるのみなれど其價値はお安い者なり。且つ此種の畫は勢

力少く「時事」「讀賣」抔に現はるゝのみ。「美術的の畫」は「國民」其創始者にして。近來は「日本」「毎日」。其他にも流行すれど。二三の外は頗る陳腐を極む。「學術上の畫」は其勢力最も微弱にして。時として「時事」。「日本」抔三四の新聞に顯るゝのみ。「肖像畫」は各新聞に見え「國民」。「中央」の外は西洋風なるが如し。「風俗畫」は意外に少く「國民」抔に時々見ゆれど。崋山の一掃百態及北齋漫畫などの範圍を出でず。「小說の挿畫」は新聞畫中最も發達し最も勢力あり。且最も卑俗なり。「日本」「日々」「國民」「毎日」「中外商業」抔の外は悉く之を揭け。看客に愛玩せらると。

【新聞紙の種類】二十九年中のを數へんか。先東京にては。「時事新報」「東京日々新聞」「日本」「國民新聞」「報知新聞」「毎日新聞」「讀賣新聞」「東京朝日新聞」「中央新聞」「東京新聞」「やまと新聞」「都新聞」「萬朝報」「自由新聞」「絵入日報」「中外商業新報」の十六種あり。大阪には「大阪朝日新聞」「大阪毎日新聞」の二種あり。其他畿內にて五種あり。即ち「日出新聞」(京都)。「大和新聞」(奈良)。「新大和」(同)。「神戶又新日報」「關西商業日報」(神戶)。次ぎに東海道は東京を除て二十種あり。即ち「新愛知」「扶桑新聞」「眞金城」(名古屋)。「勢海新聞」(四日市)。「伊勢新聞」「二見新聞」「三重新聞」(津)。「新參河」(岡崎)。「靜岡民友新聞」「靜岡新報」(靜岡)。「東海新報」(小田原)。「橫濱貿易新聞」(橫濱)。「甲府新聞」。「峽中日報」(甲府)。「山梨民報」(同)。「東海新聞」「千葉民報」(千葉)。「東風」(潮來)。「茨城日報」(水戶)。「いばらき」(同)。東山道には二十四種あり。「近江新報」(大津)。「淡海民報」(同)。「岐阜日々新聞」「濃飛日報」(岐阜)。「信濃毎日新聞」(長野)。「信濃實業新聞」(上田)。「上毛新聞」(前橋)。「下野新聞」(宇都宮)。「奧羽日々新聞」「東北日報」「東北新報」(仙臺)。「福島新聞」「福島民報」。「東北實業新聞」(福島)。「岩手公報」(盛岡)。「陸奧新聞」「陸奧日報」(青森)。「秋田日々新聞」「秋田魁新聞」「秋田新聞」(秋田)。「山形自由新聞」「山形日報」(山形)。「米澤新報」(米澤)。「兩羽新聞」(酒田)。北陸道には十三種あり「若越自由新聞」「福井」(福井)。「北國新聞」(金澤)。「北陸新聞」(同)。「北陸政論」「富山日報」(富山)。「高岡商業新報」(高岡)。「新潟新聞」「東北日報」(新潟)。「自由新報」(同)。「越佐新聞」「平等新聞」(長岡)。「高田新聞」(高田)。北海道には九種あり「北海道毎日新聞」「北門新報」(札幌)。「函館新報」「北のめざまし」(函館)。「北海」(同)。其他同道には「小樽新聞」。「新北門」。「江差新報」。「根室毎日」あり。京阪以西に於ては。山陰道に五種。「鳥取新報」。「因伯時報」(鳥取)。「米子毎日新聞」「松江日報」「山陰新聞」(松江)。山陽道に八種「山陽新報」(岡山)。「中國民報」「岡山日報」(同)。「藝備日々新聞」「廣島中國」(廣島)。「馬關毎日新聞」「防長新聞」「長周日報」(山口)。南海道に十三種。「紀伊毎日新聞」。「和歌山新報」(和歌山)。「あはぢ新聞」(洲本)。「德島日々新聞」「德島新報」(德島)。「香川新聞」(高松)。「さぬき新聞」(丸龜)。「海南新聞」「愛媛新報」(松山)「宇和島新聞」(宇和島)。「土陽新聞」「高知日報」「高知毎日新聞」(高知)。西海道及び琉球に十八種。「門司新報」「福岡日々新聞」。「福陵新報」(福岡)。「二豐新聞」(中津)。「大分日報」「大分日々新聞」「豐州日報」(大分)。「西肥日報」「佐賀自由新聞」(佐賀)。「鎭西日報」「長崎新報」(長崎)。「九州日々新聞」「九州自由新聞」「熊本新聞」(熊本)。「宮崎新報」(宮崎)。「鹿兒島新聞」「鹿兒島毎日新聞」(鹿兒島)。「琉球新報」(那覇)。即ち全國新聞紙の總數百三十三の多きに及べり。尙他に外人の發行する英字新聞にて「ガゼツト」「メール」(橫濱)。「イースタルン、オールド」「ヘラルド」(神戶)。「兵庫ニウス」(同)の五種あり。

【東京と大阪との新聞事業】東京は人口の稠密にして。且つ諸方より入込む者の多きだけに。府下ばかりにても其の購讀者夥しく。加之。さすがに政治學術の中心なれば。此處の新聞紙は全國を通じて行はれ。其の需要の範圍の廣きは。大阪の新聞紙が僅かに其の府下及び近畿。西國を相手にするの比に非ざるなり。ひとり需要の範圍の廣きのみならず。新聞事業を起すに。便利にして且つ容易なり。「商業資料」は曰はく。東京には購讀者に種々の階級あり。此等の階級に應じて發行する新聞の種類多し。例へば日々新聞が官邊に行はれ。日本が慷慨家に持囃され。國民が書生の氣受けよく。東京朝日が宿屋料理屋に多く賣れ。やまとが吉原洲崎に向き。東京新聞は自由黨に。毎日は改進黨に。中央は國民協會に。都新聞は探偵記事。萬朝は惡る口を得意とするが如き類なりと。曰はく。新聞其者よりも新聞の分業大に發達せり。例へば探訪は別に通信社あり。印刷は別に活版所あり。廣告募集には取次所多く。賣弘めには到る處賣捌所ありて。互に相競爭する有樣なれば。多くの資金と勞力とを要せずして成立ち得るの傾きあり。曰はく。賣名の古手記者。學校より出たての文學者など多ければ。敏腕の記者を得るに便利なり。曰はく。世間廣ければ。記事の種に窮せず。曰はく。山師多ければ成算なき事業にも加擔す。云々と。斯の如くして新聞紙の種類は。實際の需要よりも多くなり。是に於て。その生存競爭に敗れたるものは相踵いで斃るゝに至る。現に二十九年に入りても。「實業」「朝野」二新聞の廢刊あり。或新聞通の說に。此の二三年來。東京の新聞は二十が最大數にして。

十五が最少數なり。年々此の數の間を上下して。興亡を繰り返すなりといへり。つまり起るも易ければ。倒るゝも造作なきなり。大阪に於ては全く之に反す。これ「朝日」。「毎日」二新聞の外に競爭者なき所以なり。又たまく競爭者を生ずるも。須臾にして滅す。「毎日」が起りたる初めも。「朝日」の爲めに壓せられて。内端に色々の困難出來したりしを。故の渡邊治が東京の「時事」より此處に轉じて。百方苦心の末漸く今の盛況を見るに至れりと云ふ。【各新聞紙の賣れ高】前にいへる如く。東京の新聞は需要の範圍廣けれども。其の種類あまりに多きより。賣れ高は大阪の新聞に及ばず。賣れ高に於ては「大阪朝日」全國第一たりと稱す。「大阪毎日」は市中に售るゝ割合に。地方へ售れざれば。前者に讓るところ多し。東京に於て第一は「東京朝日」なり。賣れ高六萬ばかり。次は「萬朝」にして四萬ばかり。「日々」は遞信省部下の義務購讀を合せて二萬。「時事」。「讀賣」。「日本」。「國民」は殆ど一萬内外を往來し。「都」。「中央」はその以上に位すといふ。なべて戰爭當時は購讀者多かりしが。近頃に至り漸く減じたり。また賣れ高には季節ありて。冬籠りより正月にかけて景氣最もよく。その他は地方にては養蠶耕作に忙しく。都會にては花に浮かれ暑さにめげて。購讀するもの幾分か減ずと云ふ。又曰く。

【通信社の過去現在】東京には通信社なるものありて。新聞社のために探訪の用を辨ずることは前に述べたり。遙か以前より各社の探訪者が私の便利より。互に「種」を交換することはありたれど。新聞社と離れて會社的營業をなせるは。明治二十二年の末なりしと覺ゆ。「郵便報知」の探訪長として有名なりし曾宮祿祐。はじめて新聞用達社なるものを設けぬ。其の當初は甚だ微々たるものなりしが。次いで東京通信社起こりたり。こは警官練習所の警部より「東京新報」に轉じたりし。五十嵐光彰の創始にかゝり。同氏履歴上の關係より。自ら警察種を以て其の特色となせり。其後用達會社廢れて新聞倶樂部出で。それも程なく廢れて更に帝國通信社を生じ。こは竹村良貞及び朝倉菊雷の合名に成りて。竹村氏は專ら政治界の探訪に從事し。朝倉氏は實業界の通信に盡力せり。また日本通信社とて。曾て民權家たりし漆間眞學の計畫せるものあり。一昨二十七年博文館主たる大橋新太郎。内外通信社を起し。坪谷善四郎をしてこれが主任に當らしめたり。尚ほ政況社。市中電報社など雜多の通信社を存せしが。二十八年の初めに至り。通信社も新聞條例に據りて。保證金を要することゝなりしより。貧弱なるものは悉く形をひそめぬ。今日にては「東京通信」。「帝國通信」。「日本通信」。「内外通信」の四社あるのみ。さて此等の通信社は府下の新聞紙のみを得意とするに非ず。地方の各新聞は勿論。又高等官。紳商等にも購讀せらる。其の代價は一ヶ月大抵十五圓ぐらゐ。或は僅に二三圓なるもあり。尤も通信社にも。探訪者のほかに記者ありて。雜報體に綴り。それを複寫版に摺りて。終日幾十回となく得意先へ配達するなり。されば新聞記者は少しく之れに雌黄を加へ。もしくは其まゝ紙面に掲ぐるもあり。重寶は重寶なれど。異れる新聞を同じき調子たらしむるの弊は免かれず。云々(以上二十九年中早稻田文學)。

【最近の東京及大阪】の新聞は。上記とはやゝ異同ありて「東京日々」。「毎日」。「報知」。「讀賣」。「やまと」。「時事」。「日本」。「國民」。「東京朝日」。「中央」。「都」。「萬」。「中外商業」。「人民」(東京新聞改題)。「京華」。「二六」。「社會」。「獨立」。「實業」。「民聲」。「毎夕」。「朝野」。「新日本」。及び大阪にも「朝日」。「毎日」の外。「大阪新報」を加へ。益々膨脹の傾向あり。しかも東京に於けるものは興亡常なく。且つその發行の裏面には。これを以て壯士等が脅迫取財の用に供するもの等起りて。公にその制裁をうくるものを續出するに至れり。【通信社】は早稻田文學所報の後「内外通信」は「帝國通信」に合併し。其他「日本通信」。「自由通信」等起れり。

【女子の新聞記者】明治三十年頃より始め校正者として「報知」。「時事」。「大阪毎日」に採用されしが。此三新聞には今は女記者を見るに至り。專ら家庭及婦人界方面の訪問等にあたることとなれり。【外字新聞】日本人にして外字新聞を發行せしは明治三十年「ジヤパンタイムス」あり。其以前雜誌には民友社の極東あり。一部英文を加へたるものは數種ありき。又外人の手に發行する「ジヤパンメール」。「カゼツト」は共に横濱に。「兵庫ニウス」。「ヘラルド」等は兵庫に於て發行せらる。

シムモツ　進物は。好意を贈酬するに必要の行爲なり。徳川氏の頃は主客會合の節。及び親族朋友の間には吉凶の日毎に進物を贈答するの風多かりき。古は價は小なるも。又其の品は粗大なるも。之を受くる者其の好意を了したるが。近世價の小なるものは。憚かりて贈らず。又大にして重き品は贈る者の方にて不便なれば贈ることなし。古は芋。茄子。菓實の類にても。自園にて成りし者なればと云ひ。味劣れる團子。鮨。萩の餅。草餅。飯の菜にても。我か方にて作りたればと云ひて之を贈ることとなりしが。近世は到來したれば分配すといひ。又は買ひて之を贈りて。自ら作りし事を言はぬ方多し。併し贈答は雙方とも損にも德にもならぬ益なき業の如くなれど。互に安否を知らしめ。通信を修め。好意を交換するに於て益あるものなれば。粗末なる品にて先方の利益にならす共。之に關したる事には非るへし」

シムモ

菓子の折

縮緬

雁鴨
常の積やう頭を左の羽の下へ入る

川魚
背を向ふへ頭を持出る人の右の方へなして積
むく數多き時ハ頭を向ふへなし背を持出る人の左へなして積むべし

海魚
腹を向ふへなして積むなり
數多き時ハ頭を向ふへ背を右へなしてつむべし

シムモ

上下

鴨
祝言の時ハ頭を向ひ合す

祝言
向ひ小袖

廣蓋ニ
小袖
下まへを上になしてつむなり

魚類
祝言の時ハ腹を合せてつむべし

道服
袴
(道服とハ今の羽織なり)

王朝の頃より鎌倉。室町の頃。客主人に獻け物をなせば。主人は之に引出物を贈る。引出物は馬を元とす。引出して與ふる故。引出物と云ひ。後一般の被け物の名となりしなり。又被け物とは貴き人より目下の人に與ふるものを云ひ。之を受けたる人之を頭に被き戴きて退きたれは名つけたるなり。德川氏の頃にも。法會の僧に賜ふ品など被物(ヒブツ)と云へり。」德川氏の頃諸侯は出府の時。又は時を定めて土宜を將軍及び老中。若年寄。側用人。留守居。奉行などに獻し。將軍よりは其の報酬として物品を賜ふ。其の時と品とは每年一定にして。武鑑に之を記したり。將軍の皇室に於けるも之に同しく。將軍御鷹にて自ら獲られし鶴を天子に獻し。又天子より宇治の茶を將軍に賜はる節。其の二品の道中を往來するに當ては。諸侯と雖も之に途中に遇ふ時は敬禮をなすの例にて。之に缺禮する者あれば嚴科に處せられしなり。

【進物の式】進物は紙に包み。臺に載せ。箱又は櫃に入れ。竹の先。木の枝等に付け。水引にて結び又は熨斗を付るの法あり。紙に包むこと能はさる大なる品は。品の上に熨斗包を載せて。之を包むに換ふ。又略式にては。臺を用意せさる時は。扇面に載せて呈し。熨斗なき時は文字にて「のし」と書する等の例あり。包結物等を參看すべし。又【御香奠。香典。香資等】は。有職問答に。作善なとの事に送候折紙に。此分候。惣而追善なとに不可限。法事には惣て如此可稱候。又被物捧抔。物によりて可替候とあり。又【馬代】馬を獻する代に。目錄に馬代銀何疋など書き。貨幣を贈答する例。梅園日記に云。䢘響錄に。小島の口すさみに。貢馬十疋。內裏へ奉る。其外別して名馬などゝて。送りたびたりしかば。かひあるこゝちぞせしと。是は何とやらん。今いふ馬代のやうにおもはれ候歟といへり。按するに。馬代の事を。あらはに記したるは。季瓊日錄云。永享十一年十月九日。正諫院。三寶院。實相院御坊。馬代被レ獻レ之。康富記云。寶德二年八月二十八日午刻。參ニ大炊御門殿一。若公(九歲)。有ニ御讀書始一。欲ニ罷出一之處。被レ下ニ引出物一(御馬太刀折紙也)。祝著了。御劔(金覆輪)。御馬(代百匹)。日件錄云。康正二年三月二十九日。到ニ大智院一。予出ニ一緡代馬一。宣胤卿記云。永正五年八月六日。大內四品禮事。先年上杉四品之時。余上卿。馬代千疋太刀送レ之。後奈良院宸記云。天文四年九月二十一日。壽梁西堂長老被レ成。爲ニ其禮一云々。大內親王へも。當年禮太刀一腰馬代千疋。御產所日記云。天文五年正月十二日。御馬代參百疋。拜ニ領之一などあり。もろこしにても。五代會要云。開成中任圜奏。云々。伏見ニ本朝舊事一。貢獻雖ニ以レ進レ馬爲レ名。却將ニ綾絹金銀一。折ニ充馬價一。今乞從レ之。(舊五代史唐明宗紀には天成二年三月の事とす)。とあり。」又貞丈雜記に云。馬代之事。書札大方に云。惣別昔は馬代千疋にて候を。一亂以後三百疋の事候。今も國に依て千疋の事方も有之也云々。一亂とは應仁年中の大亂を云。然れば東山殿御代應仁の亂以前は。馬代とあれは千匹つゝ遣しける也。亂以後は三百疋になりたる也。是は私にての事なるべし。殿中へ馬代進上は有べからす。舊記にみえず。私にても折節生馬の有合ざる時は馬代用ひしなるべし。」又云。金らん緞子。くつわ等を折に入ても進する事。舊記に見えたり。折とは檜の板にて折わげて造たる箱也。食物を入る折の作り樣と同し。大小長短廣狹は物に依て相應につくるなり。」又云。干鯛進物の事。古來よりありし事也。然れとも干鯛箱に入られし事は如何ありしや。宣胤卿記云(文明十二年八朔)。進物。左衞門三郎干鯛五枚。又長享二年八朔到來干鯛三左衞門三郎云々。されは干鯛何枚とて進物にせし也。箱に入し物ならは干鯛幾箱と可有之。何枚とあれは箱には入さる也。又細川玄旨書札抄にも。進上何々と有之て干鯛百と見えたり。又文明日々紀。十七年七月十六日。兵庫殿御進上。干鯛一折。鱧一折。云々ともあり。又云。魚類の進物に海の前。河の後とて海魚は腹の方を人に向け。川魚は背の方を人に向て臺につむと云說あり。非也。舊記に其沙汰なし。何魚にても一つの時は。頭を主人の左へなし腹の方を御前へ向る也。二つの時は腹を向ひ合せ。三つの時は同前にして一つは背の方を外へなしてつむ也。海川の差別はなき事也(他家にては海川の差別あるよし申也。當家に傳へたる室町殿の禮式には。海川の差別無之。差別無用の事なり」とあり。フムヅエ。ミヅヒキ參看。

シムモム　神文。(キシヤウモムを見よ)

シムリガク　心理學は。心の作用發象等を修め。智情意の理を究むる學術の一科なり。近來專ら哲學教育學者の講修する所にて。哲學の一部分なり。而して其の始めて我國に入るや。西周はヘボンを祖述し。井上哲次郎はベインを祖述し。有賀長雄はサレーを祖述し。勢力最大なり。次にバルドイン。ヘルバルト。ヘフヂンク。ハルトマン。諸氏を傳ふと雖も。ハルトマン。ヘフチンク兩氏は最近のものにして。未だサレー派の勢力を壓するに至らす(シムガク參看。)

ジムリキシヤ　人力車は。明治二年の頃。東京本銀町の人高山幸助および和泉要助。鈴木德次郎等の工夫により。官許を得て創製せしを以て起原と爲すと雖も。其濫觴は甚だ遠し。蓋し車上に人を載せて人の之を運搬するは。支那にては已に隋の煬帝の頃に行はれしとあり。本朝天智帝の時代また已に車あり。皆川淇園が其の父を車に載せて。京洛の勝地を漫行せしは。近來の事にして人の能く知る

所なり。また坊間の勞役者等が互に空荷車などに乘りて勞を休めたるとなど。人を車載して人の之を曳くことの考案は已に早くより世人の腦中に存せる所なるが如し。斯くて此の考案は明治の初年に及びて端なく前記の三氏に依りて實用の運に向ひ。始めて人力車の名を以て世に行はるゝに至れり。而して其頃造られたるものは未だ今日の如く完全したるものにあらず。始めはたゞ臺盤の上に四柱を立て輕小なる屋を設け。左右及後面に簾を下げ。蓋を設け。之に車を着けたるものにして皆白木を用ゐたり。蓋し其意匠を甃より取りたるものなりしなり。而して雨天の時は。今日の如く母衣を用ゆることなく油紙などを蓋ひしが。芝十五番組の中年寄內田勘左衛門の創意によりて。【母衣】を着ることを工夫し。それより次第に改良して柱を除きて現今の箱と爲し。馬車に倣ひて蹴込を設け。車體に漆を塗ることを始め。又車軸の上に彈金を附するに及び。やゝ現今のものに類するに至れり。而して此等の改良は多く秋葉大助の創案に出づ。秋葉は人力車發明後。始めて盛大なる製造場を設け。人力車の改良に苦心し。又其普及に盡力し。其後種々の考案を加へて。遂に今日の發達したる人力車を製造し。現時の盛況に至らしめたるものにして。實に人力車製造家の鼻祖なり。故に世人が往々氏を以て人力車の發明者として見るに至りしも。亦故なきにあらざる也。秋葉大助は東京の人。天保十四年七月。京橋區南紺屋町に生る。幼名を富三郎と呼ぶ。後故ありて秋葉氏を冒し名を大助と改む。幼にして武術を好み頗る熟達する所あり。武器及馬具の製造を業とし。年十四五歳の頃より諸藩邸に出入せり。明治の初年始めて歐洲より馬車の輸入あるや。時運の變化を察して直に馬車を購入して乘合營業を開き。人夫八十餘人を使役して東京川崎間の往復を爲せり。幾くならずして人力車の發明あり。世人の好尙に適し。前途大に望あるを見るや。所謂らく。此業や後年必ず盛なるに至るべし。又奮て盛ならしめざるべからずと。直ちに其業を轉じ。明治二年八月京橋區新肴町に於て始めて人力車及び馬車製造業を開き。專ら之れが改良振起を謀れり。次で同四年京橋以南煉瓦街建築に際し。銀座四丁目六番地即ち現今の位地を卜して。石造の家屋を建築して製造場を之に移し。益々其業務に奮勵せり。蓋し其頃の人力車は前に記するが如く白木製粗造の物にして。職工の之に習はざるより。賃金極て高く。隨て車の價格の如き。却て現時よりも廉ならざりし也。氏は第一着に。此業をして盛大ならしめむと欲せば。其價格をして低廉ならしめ。又其車體をして輕便實用的ならしめざるべからざるを感じ。即ち大に考慮する所あり。多くの職工を養成して此の業に熟せしめ。一方には益々其車體の改良を謀り。先づ馬車に倣ひて蹴込を設け。次で車體の動搖を防ぐ爲めに車軸上に彈金を附し。或は車體の內側へ布革等を張りて乘客を安泰ならしめ。或は各部の金具器物等の裝置に至るまで創製工夫せし所極めて多し。其稍々形體の整ふや。自から人を乘せて川崎邊を往復して其工合を試み。傍ら世の注目を惹く等。其流行を招く爲めに。熱心盡力至らざる所なかりしかば。明治五六年頃より七八年に至ては略ぼ現今行はるゝ如き車體を製造し。世人も次第に之を用ゆるに至れり。此より先き明治四年三月。大阪高麗橋一丁目西詰に支店を設け。同姓某をして之を管理せしめ。東京本店の製造品を販賣せしめしが。此頃に至ては關西の流行も亦甚だ盛に赴き。其注文多額により。製造の暇なく。便船每に漸く積送るを得たる車輛の數は僅に八十輛より百輛に過ぎざれども。三菱滊船會社は特に傳馬船を三十間堀に廻送して之を運搬し。大阪支店に逹せし時は番號を定めて籤引にて之を配付せしが如きの盛況に至り。同地方及美濃。尾張邊に於ては之を大助車と唱へ。東京製造にあらざれば新製のものと雖も。用ゆる者なきに至れり。明治九年の頃。氏曾て京阪地方に赴きしとき。試に其狀況を視察せしに。同地方に於て摸造せる新製のものは。其の信用を買はむが爲めに。故らに秋葉の製造に贋せて。皆「京橋大助製」の燒印を捺したりしかば。其製造所に就きて五六個の燒印を沒收して歸りしことありと云ふ。明治八年大阪支店の注文に依りて。黑塗上製のものを製して廻送せり。是れ其頃に在て未だ曾て製造されしことなき美麗なるものなりしかは。世人は呼むで奏任車と稱せしとぞ。蓋し秋葉の製造業は其頃已に此の如く進步したるものにして。他店未だ之れ有らざりし所なりき。【輸出】明治八年始めて其製造品を英。佛の諸國へ輸出す。蓋し本邦人力車輸出の始めなり。次て支那。朝鮮。新嘉坡。印度等の東洋各國へ輸出するに至り。益々其製造額を增加し。同十五年には瑞西國皇帝陛下の依囑を受けて最良車を送附せり。次て明治二十四年露國皇太子殿下の來遊せらるゝや。同殿下へ獻納す。此れより先。明治十年第一回內國勸業博覽會の開設あるや。秋葉は其製造の人力車を出品して鳳紋賞牌を受け。同二十三年第三回には三等有功賞及褒狀をうく。蓋し同博覽會に際しては。諸車類の出品極て多く。價格八百圓以上のものあり。秋葉製は價格三百圓前後にて審査の結果此賞狀を與へられたりと。同三十二年末人力車發明者前記高山幸助。和泉要助。鈴木德二郎の功勞を賞するの議。帝國議會の議案となりしが通過せず。

【人力車に係る諸規則】人力車に始て課税されしは。明治四年五月二十四日。太政官

シムリ

第二百五十六號達にて。東京府下道路修繕に付商賣所川の大小車より。其賃銀百分三をは入費中へ差出せし際。諸官員華族士族卒たり共。馬車人力車所持の者は右定額に準し入費差出すべしとありて。同時に同年六月限り東京府へ届出で。檢印納銀の儀承合すべしとあり。人力車檢印の事こゝに起るものならむ。同五年六月大藏省は。人力車雇入方に付路傍掲示を達し。又同月其取締規則を定め。六年太政官第三十一號にて課税規則を定められたり。曰く。人力車四輪以上は一ヶ年金二圓。三輪以下二人乘は一ヶ年金壹圓五十錢。一人乘は金壹圓可相納事。又免許の上渡世相營み候者は前定稅の半額可相納事とあり。八年第二十七號布告にて改正され。十四年九月二十二日乙第三十二號にて人力車の規定を立て。横巾内法曲尺二尺未滿を以て。【一人乘】とし。右以上を以て。【二人乘】と定むと達せらる。爾來諸規則は屢々改正され。車夫の服制等統一するに及べり。一々はこゝに省く。

シムリヤウ 神領。(デムセイを見よ)

シムワウ 親王。(内親王)。上古は皇子を直に某皇子(ミコ)と稱し。皇女は某皇女(ヒメミコ)といひ。或は某王某女王と稱せし也。持統天皇紀五年正月の條に。賜二親王諸臣内親王女王内命婦等位一と見ゆ(集解に親王の下。諸王の二字脫せしならむと云り)。親王の稱始て玆に見えたり。大寶の繼嗣令に。凡皇兄弟皇子皆爲二親王一(女帝子亦同)。以外竝爲二諸王一。自二親王一五世雖レ得二王名一不レ在二皇親之限一とありて。皇親は其名籍宮内省の正親司にてこれを掌るなり。さて親王の位は一品より四品までにて四階なり。諸王は正一位より從五位下に至る十四階なり。親王にて品に叙せさるを無品親王といふ。親王宣下といふ事の始りしは。淳仁天皇紀。兄弟姉妹悉稱二親王一とある是始なるべし。皇孫にて親王。内親王の宣下ありしは。三條天皇の皇孫敦貞親王。敦元親王。儇子内親王。嘉子内親王を始とす(親王宣下以下。皇室典範義解に據る)。さて親王宣下といふ事始まりては。皇兄弟皇子といへとも。宣下を蒙らされは親王と稱することを得す。又皇族蕃衍して多く府庫を費すを以て。皇子に直に姓を賜ひて人臣となすこと起りたり。白河天皇以後は法親王も出來しかば。親王の數は漸少くなりぬ。諸王は早く臣列となるもの多くして。後には唯白河伯家に王氏の號を傳ふることありしのみ。延暦以降は封戶の制漸く衰へしかば。親王には諸國の目。史生各一人の公廨を給ふこととなる。之を年官といへり。親王の居所を某宮と稱せしことは最古し。然れともその宮號を歷代繼承せしは。高倉天皇の頃より始まりて數あり。武家執政の世となりては。皇族多く僧となりて。寺門に入りたまひ。德川氏の初には。伏見。桂(一に京極に作る)。有栖川の三家を親王家とし。其外は皆佛門又は臣列に入らしむ。六代將軍家宣の時。新に閑院宮を立てゝ四家となし。世襲す。萬一の事あらむ時には。入りて大統を承きたまふべき御家と定められたり。その餘は鎌倉以來の制に倣ひて。輪王寺。仁和寺。大覺寺。聖護院。青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め。法親王の住職し給ふ所となしぬ(按するに。伏見宮は。崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮は後陽成天皇の皇子好仁親王より出て給へり。桂宮は正親町天皇の皇子誠仁親王より出て給へり。閑院宮は東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり)。皇女住職の寺は。比丘尼御所と稱へ。大聖寺。寶鏡寺。曇華院。光照院以下また十數寺ありき。維新の後門跡。比丘尼御所を廢し。宮方庶子の僧と爲るを禁し。悉く復飾せしめて。白川宮。小松宮。久邇宮等の稱を立てさせ給ひ。又皇親の世數及び賜姓の制を定められ。四親王家の外親列親王は二代目より華族に列せらるゝこととなり。又令して。皇子女は宣下に及ばず直に親王。内親王と稱ふることを得るの制を定められたり(以上日本制度通)。按するに。王政の盛なりし時に當ては。親王にして往々知太政官事等。樞要の官に任せらるゝ者あるを以て。幾何か政權下移の弊を防遏するを得たるか如し。然とも外戚の勢焔世を逐て益々熾なるに及ては。親王の大臣に任せられし者あるを聞かず。淳和天皇天長三年九月。始て上總常陸上野の三國を親王の任國となし。守を改めて太守と稱す(類聚三代格天長三年九月六日太政官符に詳なり)。降て建武中興の際に及て。親王を以て一方の將軍とせり。足利氏の政權を專らにせし以後は。皇室大に衰へて德川氏の時に至る。明治維新に及ては上に制度通を引ていへるか如く。朝綱大に整ひ。親王は將帥に任し。或は大政に參與するの權を有せらる。これ皇政不抜の基を爲すものといふへきなり。」さて明治二十二年二月。憲法發布の時皇室典範を制定せられ。その第三十一條に。皇子より皇玄孫に至るまては。男を親王。女を内親王とし。五世以下は男を王。女を女王とす。第三十二條。天皇支系より入て大統を承くるときは。皇兄弟姉妹の王女王たるもの。特に親王内親王の號を宣賜すと見えたり。かゝれは支系より入て大統を繼き給へる天皇の皇兄弟姉妹は。別段に親王宣下を賜ひ。正統の皇子女より皇玄孫までは。宣下を須ずして親王と稱し給ふとの御事なり。是に於て一品。三品等の位は廢されたり。【内親王】は貞丈雜記に云。天子の御娘に親王の號御免あるを云。【法親王。入道親王】玉かつまに云。法親王のはじめ。續世繼に。覺行法親王の御事を申ていはく。わらはにても親王の宣旨かうふり

給へり。後二條おとゞ。出家の後は。例なきよし侍りけれども。白川院。內親王といふ事もあれば。法親王もなどかなからんとて。始めて法師の後。親王と聞え給ひし也。かくて後ぞ。うちつゞきいづくにも。出家の後の親王きこえ給ふめると有。法內親王の御例は。今の世迄も。いまだおはしまさず。」また法親王。入道親王。北山抄の御佛名條に。裏書に。天曆九年十二月二十二日。入道親王依レ召參候云々。法親王依レ仰彈二和琴一とある。これは同じ御事を。入道親王とも。法親王とも申せり。古くは通はして申せしなるべし。後世には親王のかざりおろし給へるを。入道親王と申し。僧になり給ひて後に。親王になり給へるを。法親王と申して。かはりあめり（法親王。入道親王の事貞丈雜記おなじ）。

シメナハ　注連繩。注連繩を神前及び門戶等に張ることは。遠く神代より傳來せることにして。今仍ほ然り。其繩は稻藁を用ふ。凡そ米穀は生命を繫く至寶にして。衆草之れに加ふる者なし。神明の之を賞美し給ふに因れりと云ふ。さて其起原は。天照大御神石屋に隱りまし丶時。手力男神大神を引出しまつりて。中臣神。忌部神。尻久米繩を其御後方にひき渡して。此より內になかへり入りましそと申せりと古傳に見ゆ。則しめ繩の起りなり。平田篤胤曰。尻久米繩は師說に今いふ志米繩なり（約れは自ら理久は畧て志米と言るゝなり。又思ふに志米は標結(シメユフ)などの意か。然らば尻久米と物は一にて名は別なるか。但し標も本はこの尻久米より出たる事にや。然らは活用して志米とも云は。やゝ後のことか）。土佐日記に。こへのかどのしりくめなはとあり。尻は藁の本を云。久米は許米にて（許母理を久美と云ること師の冠辭考。さす竹の條に委く見ゆ。然れは其例にて許米をも久米と云へきこと疑ひなし）。藁の尻を斷去ずて。さながら許米置たる繩なり（許米とは枕册子に。牟久呂許米などある許米にて。俗に某具留米と云是なり。具字の意に近し。今云。谷川氏も旣く尻指二藁本一俱梅籠レ之也といへり）。書紀に端出之繩と作て。此云二斯梨俱梅儺波一と有にて知べし。端出とは斷さる藁の尻の出たる由にて。卽後世の志米繩の狀なり（和名抄に。顏氏家訓の注連の字を擧て。之利久倍奈波と云れど。よく當れりとも思はす）。また加茂大人の說には。尻(シリヘ)は後方の意。久米は限目にて。今天照大御神の御後方に引わたしたる限目の繩なる意なりとあるも然ることなり。孰ならむ決め匠しとあり（されど篤胤は師說に從へるへくおぼゆ）。また大御神を新宮に遷し奉り。日の御綱をかけ廻せる事あり。これ石屋戶に繩を引亘したるは。大御神の還入坐むことを思ひてなるを。此新宮に引廻たるは。禍神の入來てまたも禍事せむことを恐れてなり。後世にも神事のをり。尻久米繩を引廻らすことは。卽此意なり（以上古史傳の要を采る）。右の故事より。今も神前および家門にもしめ張るなり。また內外の限界を立るをしめといひ。標字を書く。これもしりくめ繩より出てしなり。しめ繩の造りかた貞丈雜記に。しめ繩の事。わらにて左繩になふ也。なひながら所〻に七五三のわらを下る也。三筋下て。間を置て五筋さげ。又間を置て七筋下げ。又間を置て三五七三五七とさげるなり。繩の兩端をば切そろふ事なし。其まゝ置也。是取つくろはず。直なる姿也。七五三のわらの間〻にはゆふしでを下る也（ゆふしでを。しでとばかりも云也）。ゆふしでは。紙二枚重ねて切也。細き紙四つ下る也。しめ繩長さふとさ七五三の間の寸法。下げ所の數等法式無しと見えたり。今安房。上總にては此の如き製法の注連をツヾギリと稱し。新年の門松を徹して後。門戶に張り。年中之を存するなり。又神木又は神石に之を張るの類。敢て新年には限らさることなり。

シモツケ　下野は。東山道の中央に位し。廣袤東西凡十九里。南北凡二十五里。之を劃して九郡とす。都賀郡は北より南に延び。安蘇郡は其西に位し。足利。梁田の二郡。相次て又西南に據り。河內郡は中央を占め。南部の一隅に寒川郡を擁き。鹽谷郡は西北に位し。那須郡は東北に偏在し。芳賀郡は其南にあり。近時又都賀郡を二分して南北とし。都て十郡。本州の形。北に開いて南に萎み。大山脈北西二分を界し。西方最も嶮峻にして。山圖中秀拔を極む。中央の地頗る平衍道路砥の如く。鬼怒河其中央を貫流す。地味。北部は大約磽确。氣候寒冷。土壤乾燥。民多く苧麻を殖し。布帛の產饒かに。兼て紙漆を業とす。南部は平野曠漠。河渠縱橫。灌漑普く至り。肥田沃土多く。地質五穀に適す。極暑九十五六度。極寒二十七八度。」物產の主なる者。鑛物は。銅。鉛。丹礬。紫水晶。蠟石。切石。磁石。砥石。石炭。石灰。明礬。硫黃。動物は。鹿。野猪。小鳥。香魚。鰻鱺。泥鰌。鯉。鮒鯽。鰕。黃骨魚。鱒。牛。馬。羚羊。鯇。山生魚。慈悲心鳥。繭。植物は。人參。御種人參。麻。竹節人參。米。麥。黍。稗。粟。黃連。牛房。芋。葱。桃。梨。柹。柚子。茶。麻苧。材木。綿。山葵。李。煙草。玉蜀黍。馬鈴薯。栗。山葡萄。山査子。石楠花。水松。椎茸。松茸。製造物は。炭。菅笠。蒲莚。藍玉。干瓢。蒟蒻。瓦。日光海苔。漆品。紙。陶器。甘蔗糖。串柹。納豆。」上古は。上野下野二國を總稱して。毛野國と云。仁德天皇の朝に。分て上下二國とし。渡良瀨川を兩國の境とし。西を上毛野と云ひ。東を下毛野と云ふ。次て上毛野を上野に。下毛野を下野に改む。和銅元年三月。多治比眞人廣成を。下野の國守に任し。國府を都賀郡に置く（今の南都賀郡國

府村是なり)。天慶中。藤原秀鄉(俵藤太)。下野介を以て。平將門を誅す。功を以て。子孫世々本國の守。或は介に任し。押領使を兼れ。小山城(今の南都賀郡)に居る。其十二世朝政。本國の望族宇都宮朝綱。那須宗隆等と倶に。源賴朝に從て功あり。賴朝乃ち宗隆に。那須一郡を與へ。朝綱の子孫。世々宇都宮城(河内郡)に治し。小山氏と相代つて國守に任す。朝政の弟宗政。長沼(芳賀郡)に城き。子孫之に居て。長沼と稱す。源義家の孫義康。足利郡に食み。八世尊氏に至る。元弘の末。尊氏兵を率て。西上官軍に降り。京師を復す。朝綱八世の孫公綱。建武中勤王。本國の守護に任す。既にして公綱の子氏綱。足利氏に附す。小山朝氏(朝政八世の孫)。獨り官軍に屬し。孫義政に至る迄。宇都宮氏と戰爭數次。弘和二年。足利氏滿の軍と戰て敗死す。足利氏。結城基光の二子泰朝をして。小山氏を繼がしむ。後小山。宇都宮。長沼。那須及下總の結城氏。八館の列に班す。足利成氏。兩上杉氏と相鬩くに及び。長沼成宗。成氏を援ひ。兵敗れて出亡す。宇都宮氏獨り兵威日に強く。終に自ら國主と稱し。壬生。泉。山田の諸族皆來屬す。天文中。那須氏と戰て大に敗れ(那須氏。那須郡烏山城に居る)。諸族稍々那須氏に歸す。北條氏。亦國の南境を略し。宇都宮氏。日に益々衰ふ。豐臣氏東征。那須氏の地を收め。那須の臣。大關高增を黑羽(那須郡)に。太田原晴清を太田原(同上)に封し。那須氏をして。僅に福原(同上)に食せしめ(德川氏に至り。黑羽。太田原食邑故の如し)。宇都宮國綱。獨り其舊封を全ふす(十八萬七千餘石)。慶長二年。亦罪を蒙り。其封を收て之を蒲生秀行に賜ふ。六年。德川氏。秀行を會津に徙し。奧平家昌之に代り。又數姓易封の後。寶永中。戶田忠眞を封す(後肥前島原に轉封。曾孫忠寬復封)。其餘封を受くる者。烏山(初松下重綱。後大久保常春)。壬生(初日根野正吉。後鳥井忠英)。足利(戶田忠利)。佐野(堀田正敦)。吹上(有馬氏郁)。最後戶田氏の支族。忠至を高德に(後下總曾我野に徙す)。凡て九藩。王政革新。日光縣を置く。爾來接地の藩縣。分合交換頗る多し。既にして皆改て縣となし。又廢して(日光縣以下の諸縣)。栃木。宇都宮二縣を置く。明治六年一月。全國を割き。其四郡を第一軍管。東京鎭臺。第二師管に。其六郡を。東京鎭臺。第三師管に屬す。六月宇都宮縣を廢して。栃木縣に併す。全國及び上野三郡(山田。新田。邑樂の三郡)を兼治す。九年上野三郡を群馬縣に併し。本國一圓を統治す。十七年一月。軍管疆域の改正あり。全國第一軍管。東京鎭臺。第二師管の管域に屬す。此歲縣廳を宇都宮に移す(兵要地誌)。

シモフサ　**下總**　附上總。もと一　にて　の國といひし也(上卷カの部に上總を誤て載せ漏らせり。依て此條に合敘す。看官これを了せよ)。本居宣長(古事記傳)曰。布佐は麻なり。古語拾遺に好麻所レ生故謂二之總國一。古語麻謂二之總一也。今爲二上總下總二國一とあり。麻を布佐と云しを此他には見えたるをなけれども。總國と云名を思ふに。信に然ぞありけむ。」扨上總國は東南は外洋及安房に接し。西北は內海及下總に界す。天羽。周淮。望陀。夷隅。市原。埴生。長柄。山邊。武射の九郡あり。明治二十九年法律第四十二號にて。三十年四月より長柄郡及上埴生郡を廢し長生郡を置き。山邊郡及武射郡を廢し。山武郡を置き。望陀郡。周淮郡。天羽郡を廢し。君津郡を置く。地形南は山嶺相連り。北は原野平衍にして。東西共に海に臨み。安房と接して一半島をなす。鹿野山。高岩山は內海に臨たる高山にして。其後面は山嶺重疊。安房の鋸山に連れり。大東崎は大洋に突出して。南に勝浦。興津の二港あり。此崎より北の海濱を九十九里と云。下總に連て東大洋に面へり。」川流數條あり。共に源を安房の境より發す。大多喜川は東流して大東崎の南に注ぎ。養老。小櫃。小絲の諸川は皆西流して內海に入る。富津洲は內海に斗出すること三里餘。相模の觀音崎と相對す。」木更津。五井は內海の濱の都會にして。舟楫の往來常に絕えず。」物產の重なるものは。紅花。茶。海苔。煙草。木綿。鰮等也。」下總國は東南大洋及上總に接し。西南は上野。武藏及內海に連り。北は下野。常陸に界す。葛飾。相馬。印旛。千葉。埴生。香取。匝瑳。海上。豐田。岡田。猿島。結城の十二郡あり。明治二十九年法律第四十二號を以て。東葛飾及南相馬郡を廢して。東葛飾郡を置き。印旛郡及び下埴生郡を廢して。印旛郡を置く。全國平坦にして山なく。原野殊に多くして日本第一の平地たり。小金原は葛飾郡にありて。柳澤野。六方野と共に廣漠なる大野也。小金原は舊牧場を設け野馬を育せしが。近來漸々開墾の事に從ふ。印旛沼は國の中央に在り。屈曲數里に亘る。其他手賀沼。長沼等あり皆共に大也。諸沼の水共に北流して利根川に入る。利根川は又坂東太郎と稱す。武藏。上野の間より來り。關宿に至り分れて兩川となり。本流は東下して霞浦の下流と會し銚子港の口に注ぐ。これを常陸の境とす。支流は南に赴き。武藏の境に沿ひて行德を過ぎ內海に入る。利根川の北四郡(岡田。豐田。猿島。結城)の地は常陸。下野の間に夾りて其境犬牙の如く相交れり。絹川。小貝川は共に下野より來り。環流分派して各利根川に入る。銚子は利根川の河口にして繁華の港なり。犬吠崎は東洋に突出し銚子の口を擁す。岩礁波上に峙ちて舟行甚艱む。崎の南濱は即九十九里なり。」物產の重なるものは。馬。鰮。鮭。茶。西瓜。佐倉炭。結城紬。銚子縮。醬油。味噌。酒。行德鹽等なり。分て千葉。茨城兩縣に管す。

シヤ 紗は。羅と大體其品質を同うす。其織方はもと新羅より傳來せしと見えたり。工藝志料羅の條に。羅は太古よりあり。或はこれを宇須波多といふ。又阿幾豆志といふ。又一種志々良岐といふものあり。縠文あるを以て名づく。或は之を知々といふ。」仲哀天皇九年。新羅始めて羅を獻す（應神天皇十四年以來。支那の織法を傳ふ。因て按するに。羅及紗は或はこれを穀綾ともいへば。概して阿夜ともいひしなるべし。然らば支那樣の羅及紗を製するの法は。阿夜眦登の傳へしものなるべし）。外邦の羅始めて本邦に入る。爾來工人外邦の製に傚ひ。羅。紗。及縠を織る。」延喜五年。制して尾張。參河。伊豆。近江。越前。丹波。但馬。播磨。紀伊。阿波。伊豫十一國は。其の製する所の羅を以て定めて調貢と爲さしむ（是より先羅を以て調貢と爲すの制あり。而れども史册に傳はらざるを以て其の何の國なるを詳にせず。而れども大率此等の國なるべし）。其の羅は鼠跡羅。襷羅。藻羅。冠羅。九點羅。小許春羅（アサミトリノ）。四點羅なり。各其の出す所を以て之を定む。是等皆挑文師の教授を受て。以て織出す所のものなり（朝廷挑文師を諸國へ分遣せしとは。已にオリモノの條に辨ぜり）。既にして諸國羅を織ること漸尠し。遂に業を廢す。亂あるに依るなり。而して織部司及京師の工人のみ羅及紗を製す。」壽永三年。後鳥羽天皇大嘗會を行ふ。時に其の用ふる所の衣服器財を製す。朝廷因て諸名匠を召集す。羅織工は藤井依貞なり。依貞は當時羅を織る妙手と稱す。」正平年間。大內弘世京師の織工を周防の山口に召し。以て羅及紗を織らしむ。周防に於て羅及紗を織ること。此に始まる。」元中年間。和泉堺の織工羅及紗を織る。當時羅及紗を織出す地は。唯京師。山口。堺のみなり。」應仁元年。京師亂あり。大舍町兵燹に罹り。羅及紗を織るの業廢す。而して後山口も亦廢す。亦亂あるに依る也。」天正年間。支那の織工堺に來りて。明樣の紗。紋紗。金紋紗を織り。且法を所在の織工に傳ふ。既にして京師の織業復起りて。羅及紗。紋紗。金紋紗を織る（京師の竹屋町に於て織る所の者を。竹屋町金紋紗といふ）。其製亦明樣に傚ふ。本邦に於て明樣の紗。紋紗。金紋紗を織ること此に始る。」元和年間。支那の織工和泉の堺に來て。始て金紗を製す。金紗は金絲を以て横柳條を織成す者なり。錢屋某。松屋某傳習して之を織る。時人稱して錢屋織。松屋織と云。」元文三年。京師の織工上野の桐生に來て。羅及紗を織るの法を傳ふ。東國に於て羅及紗を織ること此に始まる。爾來京師。堺。桐生並に業を營て今に至る（工藝志料）。右その傳來沿革の略を知るべし。此品は多くは夏物に用ひ。また裝束あるひは僧服等の用に供せり。

シヤウ 笙は。支那傳來の雅樂器なり。大日本史に曰く。匏之屬。有二笙。竽一。笙又曰二參差一。以二細竹一爲レ管。古者十九簧。後爲二十七簧一。長短不レ齊。脩者尺有レ咫。每レ管施レ簧。以二響銅一爲レ之。又以レ竹爲レ脚。通竅。以レ木塡レ下。匏圓圍七寸。長二寸。下漸小。形如二鳥首一。以二水牛角一爲レ蓋。厚可二二分一。穿レ孔插レ管。前設二吹口一とあり。また和名抄に曰く。釋名曰。笙音生。俗云。象乃布江。竹之母曰レ匏。以レ瓠爲レ之。橫施二於管頭一曰レ簧。以二竹鐵一作レ之。今按有二十七簧一と。按するに。笙は古今其製まちまちなり。爾雅釋樂に。大笙謂二之巢一。小者十三簧とみえたり。隋音樂志にも笙竽。並女媧之所レ作也。笙列二管十九於匏內一而施レ簧而吹レ之と。體源抄にも十九管のものありて。圖をのせたり。其簧は也。言の竹の間と。比の下とに。二管を加ふるなり。說文には十三簧のとのみありて。十九簧のものみえず。文獻通考に十九簧至二十三簧一曰レ笙といへは。時によりて損益多少ありしと知るへし。又十七管笙。十二管笙も。通考に載すといへとも。並にこれを俗部の品とす。陳氏樂書にも又俗部に十七簧笙ありて云。唐樂圖所レ傳十七管の笙。通二黃鐘一均一と云者。今當時に傳ふるは此器なるにや。又同書に義管笙と云者あり。是は宋の時に製したる者とみゆれど。今の笙なる者に近し。其說曰。義管笙。二管十七簧。聖朝大樂所レ傳之笙。並十七簧。舊外設二二管一。不定[加]レ之。義管每二變レ均易一レ調。則更用レ之。世俗之樂。非二先王之制一といへり。これ調を改むるときは。外に設けたる管を更に改めて其調に應せしむるか爲めなるにや。されは此名を得たるものなるへし。今。也。言。毛の三管は吹くとをせさるものは。或は此義管の類にて。調に隨つて吹くとをなせしともあるへきを。其傳を失ひしともありしやと思はるゝなり。或は也。言の管中には麝香なとの香物を收むる等は。抑末なるとなるへしと見えたり。按するに正倉院御物に笙四管あり。大小各々二管。其形今時のものより最も大なり。然れども爾雅に所謂大十九簧を巢笙と云ひ。小十三簧を和笙と云ふものにも非ず。其管數は即ち十七管なり。去れば文獻通考に。十九簧至二十三簧一曰レ笙とあれば。時代によりて損益ありしなるべし。而して吾朝傳來のものは十七管のものゝみならん乎。蓋し我邦へ傳來せし爾來といへども。其形狀の上に於ての變化かくの如し。今の笙は其內容に於て亦更に幾多の變革ありしや知るべからず。さてまた歌舞品目に。此器傳來のとは續教訓抄に曰。當時伶人の用ふるところの參笙は漢朝の所レ造。黃帝の御世に作り出せり。而て我朝に傳へ來ると。何の御時としるせるものなし。推古天皇の御時樂人わたり。聖德太子此道をひろめ給しかども。笙といふことみえず。文武。聖武兩帝の御時。笙を以

て樂を奏したりといふとはみえて侍る。今我朝には堀川關白(昭宣公也)をもて。笙祖とし奉れり。其御弟子八條大將(保忠)。其御弟子少納言行見。其御弟子小治田有秋。其子辰元。其子檢非違使公元。其弟子東市佐和邇部時信。其弟子同市佐豐原時元なり。かれこれの流といへとも。いまは豐原をもて笙の主と定たりとみえたり。體源抄にも笙の相承次第をあけて。昭宣公を祖とせしなり。然るに尊卑分脈に大納言忠保。贈太政大臣時平公次男昭宣公孫。本朝鳳笙元始也と云ものは誤りなりとあり。また鳳笙。隋笙。答笙などの名あり。答笙は令樂解。大同四年三月二十八日の官符を引て。文中答笙師あり。又唐の傳圖及體源抄に此名みえたり。

答笙

【笙の名所】さてまた歌舞品目に曰く。【匏】和名抄曰。笙。釋名云。笙竹之母曰レ匏。俗云豆保。壒嚢抄曰。笙のにきる所をは。つほと云。坪は項の名なり。常には牛の角をのへて作る。【頭】夜鶴庭訓抄に曰。匏はひさこつふり也。唐には笙の笛のかしらにする也。按するに漢土にては母と云。又大魁なとみえたり。陳氏樂書曰。以レ匏爲レ母。劉熙釋名曰。笙竹之母曰レ匏。文選潘安仁笙賦。統二大魁一以爲レ笙。李善注曰。鄭玄禮記注曰。魁猶レ首也。大魁謂二匏首插定所一也。【臀】は殘夜抄曰。笙當時あんめるは。節ある方をしりと申候と見えたり。【咮】は壒嚢抄曰。笙吹所の差出たる口を咮と云。形の鳳凰に像れは。口をも鳥の嘴に擬へて云也。文選潘安仁笙賦。明珠在レ咮。李善注。郭璞爾雅注。咮鳥口也。音畫(今代は之を吹口と云)。【管】は口遊に笙笛の管とあり。竹を斥すの辭ときこゆ。笙賦に越二上第一而通二下管一とあり。李善注に。第斷竹也と。又第とも云へし。【大竹。小竹】續教訓抄五常樂の條に。桂中納言信綱此說を按するに。破をも只拍子に吹出歟。時元か笙に吹けるは小竹を捨ては大竹にてとゝのへて。やりく吹けるか。目出かりけるとみえたり。笙賦に。脩檛內辟とみえて。李善注に脩檛長管也。といへるは。大竹のことなるへし。【根纖】竹管の下の匏中に插み入る所の名。頖宮禮樂疏。管以二黃楊一爲レ脚。々內旁開二半竅一施レ簧と云。脚なる者。即ちこれなり。【屏上】樂家錄曰。本名二山口一。曰二屏上一者本朝所レ稱也。屏上者每管於二向レ內方一開レ之。橫一分二三厘。長每管皆異。是息通而成二聲音一之孔也。按するに體源抄には評聲に作る。曰。裏竹細長き穴の名也。笙賦脩檛內辟と。書敍指南に。內開レ穴。曰二內辟一と云も。此屏上のとなるにや。頖宮禮樂疏曰。凡竹音之屬。吹者。按二其孔一則無レ聲。發二其孔一則有レ聲。笙獨不レ然。發二其穴一則無レ聲。惟按二其孔一則呼吸之氣。從二山口一出。鼓二動其簧一。而聲始發耳。山口。高下各有二定度一。【帶】樂家錄曰。帶者金管建二于頭一。而檢二束中腰一者也。以レ銀作レ之。形如二竹條一。橫厚共一分一厘許。內當二于管一之方平正。外圓レ之。如レ竹也。節總六。其二者。在二于凡管工管之上一。餘四節。皆隔二二管一。因在二于十八七比之管上一。【簧】和名抄釋名云。笙竹之母曰レ匏。以レ瓢爲レ之。橫施二於管頭一曰レ簧。音黃。和名之太。按に管の數十有七にして。簧ハ施す者十有四也。也。言。毛の三管は。吹くとを須ひす。笙の賦に。離簧。或は幽簧なと稱せり。頖宮禮樂疏曰。簧。用二響銅薄片一。以二方鋼一鏟削。使レ合二呂律一。厚薄之辨。而清濁分焉といへり。響銅は俗に云さはり也。又簧をは鐵葉を以て製するも。陳氏樂書に見ゆ曰。今民間有二鐵葉之簧一。豈非二簧之變體一歟といへり。按するに。鐵は能く鏽を生する者。又銹を生せさる製法もあるにや。いふかしきことなり。【銜】樂家錄曰。銜者。以二古錢一枚一置二火上一。則如レ沫者發也。取レ之爲レ銜也。凡笙聲上下。皆加レ銜損レ銜調レ之。故笙師常貯レ之。體源抄曰。上々おもしは。耳白の錢を火の上におきて。やけば。ちいさくわきいつるを。かなはさみにて。とりて。こそげをとす也。中はすゞをきりて。板の上に蠟を少しおきて。其上にすゞのかれをおきて。燒金にてをせは。こまかに玉のやうに。碎ていつる也。それを。らうつきのふたに。蠟を入加へて。集て入也。簧太細にしたかひて可レ用レ之。下品は鉛を用ひ候となり。又按するに。漢土には。之を點といふ。頖宮禮樂疏曰。簧用二響銅薄片一(中畧)。過レ薄則以二黃蠟瀝青清一點レ之。依レ時和レ調。夏秋則蠟少清多。冬春則蠟多清少。點輕則聲清。點重則聲濁。其大凡也。【蠟】簧を管脚に粘著せしむる者。樂家錄曰。蠟者蠟與二松脂一當分合レ之。唐蠟色白者佳也。松脂者川二不レ粘者一。先解二松脂一後合レ蠟。以レ絹漉レ之用。夏可三少過二松脂一也。冬可二少過一蠟也と。又この加減のことも。禮樂疏に見ゆ。上文に見えたり。

【管名】千。第一管。以レ右爲レ首。助聲之管。其律上下無。十。第二管。雙調。下。第三管。下無。乙。第四管。平調。工。第五管。上無。美。第六管。鳧鐘。一。第七管。盤涉。八。第八管。助聲之管。上平調。也。第九管。無音。體源抄曰。也。毛施レ簧。則也管上雙調。毛管上無調。言。第十管。助聲之管。上上無。七。第十一管。助聲之管。上盤涉。行。第十二管。

黄鐘。上。第十三管。助聲之管。上一越。凡。第十四管。一越。乞。第十五管。下黄鐘。和名抄。口遊共作レ骨。毛。第十六管。無音。和名抄。口遊共作レ亡。比。第十七管。神仙。

【器具】袋。岷江入楚(初音)云。御をともうろはしきふくろともして。一つ管絃の器皆袋に納。本儀なり。琵琶袋(両錦。或赤色浮線綾)。箏袋(錦二階、。和琴袋(如箏)。笙笛袋(大抵同上)とあり。樂家錄曰。笙用レ袋者。平常之事也。於二晴御遊一則不レ用レ袋。惟納二左袖中一著坐。堂上者著二坐後一。六位藏人進レ之也。淸涼殿御厨子棚被レ置レ笙。亦無レ袋。袋製法。表錦。或金襴。裏純子。或織色也と。其製法詳なれとも。こゝに略す。又漢土に囊を用ふる者。群談採餘曰。武宗病篤。孟才人指二笙囊一泣曰。請以就レ縊とみえたり。【青石】常には略して石とのみもいふ。磨して簧に塗る者なり。續教訓抄曰。時元公家より青石を預給ふ。註に。青石と云は。すりて笙の舌にぬる也。樂家錄曰。用レ之。則聲音淸和。而拂二息滴一。凡塞二笙之切目一。息易レ盈。故不二止初製時一。而後數引レ之。又或有下引二簧裏一者上と。按するに此物を撰むこと。又樂家錄に見ゆ。云。色青者佳。茶色者惡。俗傳鴻巢中有レ石。用レ之最佳也。然終未レ見レ之といへり。物類品隲曰。鍮石。和名笙石。或作二青石一。物理小識曰。鍮石。惟高麗者可レ磨。磨二下石汁一。塗二笙簧一と是即今笙簧に所レ塗の笙石也。其色青綠色。是空青。曾青の類にして。金部鍮石と同名異物なり。又綱目空音の條下。東壁引二造化指南一云。銅得二紫陽之氣一而生レ綠。綠二百年而石綠銅始生二其中一焉。曹空二青則石綠之得道者。均謂二之鑛一。又二百年。得二青陽之氣一化爲二鍮石一と。此の鍮石また。しやうせきをいふ也。金部の鍮石にあらすとみえたり。」樂家錄曰。青石者。唐金皿納二水二錢一。用レ石徐摺レ之。尤不レ可レ急也。摺レ之至二二時許一。則止レ之。覆レ蓋乾レ之。禁二塵入一。經二三日一則乾。而後經二二日許一則其色青。而及二用レ之時一。復少滴レ水。徐摺二起之一用レ之。引二青石一筆者。用二麋屋鼠。或野鼠之走毛一。乃蒔繪筆也。【烙鐵】蠟を以て管の脚に付け。及ひ。銜の黠を損益するの具なり。以レ鐵造レ之。炙溫而用レ之也と見えたり。

【笙の譜】又笙を奏するには。【合竹】と稱し。即ち歐樂に於る和聲の如きものあり。蓋し合竹には亦一定の法則あり。體源抄曰。合竹代レ合。樂家錄曰。用二合竹一六管之譜也。合竹如レ下。十(下八上七行)。工(美乙凡七行)。美(比千上七行)。比(十八上七行)。下(美千上七行)。乙(千八上七行)。一(千乙凡七行)凡(乙八千七行)。乞(乙八千七行)。行(千八上七)。凡そ此の如し。而て笙の譜には竹名(音名)の外に猶下の如き文字を以てし。專ら奏法を表示す。即ち【具】樂家錄曰。至二于聲之半一復加二奏一管一之譜也。【丁】體源抄曰。打代レ丁。樂家錄曰。打字之略也。其法無レ異。【卜】樂家錄曰。叩字之略也。是似レ打而少異也。打者輕而叩者重也。【戈】同曰。殘字之略也。是止二一管一殘奏之譜也。【禾】同曰。移字之略也。是移二于他管一之譜也。【㭊】體源抄曰。氣替代レ氣。樂家錄曰。氣字之略也。是於二吹延之處一。絕レ息之譜也。二字重書者。二息繼之譜也。【乂】樂家錄曰。放字之略也。是放指之譜也。【ㄊ】同曰。捨字之略也。是似レ放而少異也。放者不レ繼レ息。如二自然放者一曰レ捨者。必至レ是吹捨。易レ息移二于他管一之譜也。故譜面爲二句切一。【乍】同曰。是移二于他管一之時不レ閡二前聲一加奏之譜也。乍レ吹移二于他一之義。謂二之乍一。乍和訓奈加羅。【弟】體源抄曰。次第代レ第。樂家錄曰。是次第加奏之譜也。【抑】同曰。是無二異儀一。押之譜也。【色】體源抄曰。絕音代レ色。樂家錄曰。絕字之略也。吹切聲音絕之譜也。【亇】體源抄曰。一竹代レ亇。樂家錄曰。竹字之略也。是特一管奏之譜也。在二于黃鐘之音取一於二他詞一無二此譜一乎。【呂】體源抄曰。一度具。放。殘。如レ此引合也。【医】體源抄曰。美具乙合竹。」按するに二合の字也。下の㠯厄共におなし。【㠯】體源抄曰。言具乙合竹。【厄】體源抄曰。一度具。放。殘。如レ此。【由】樂家錄曰。笙譜面有二火字由字一者。亦吹品也。火强吹之處也。由弱吹之處也。【引】體源抄曰。延引也とあり。

【笙の名器】また古代より笙には名器頗る多し。大日本史に曰く。名器有二大小蚶氣繪(キサキエの部參看)。否不替。法華寺。橘皮。白樺寺。(中略)否不替。昔有二唐賈一齎二來此器一。有乙欲下以二米千石一購上之者甲。賈曰否。我不レ易也。故名 法華寺。蓋唐製。貞觀八年傳レ之。自二三位季定者吹レ之。頓増二聲價一。橘皮。藤原基經器。仁明帝爲二宣陽殿笙一。白樺蓋梁笙。銘曰。貞明三年正月造とあり。其他交丸。新交丸。小唐丸。菊丸。懷丸。袖丸。古屋丸。達智門(タッチモンの部參看)。二丸等の名管ある由。體源抄に見え。また樂道類集に。近代の名器を記せり。曰く。百貫丸(西六條御門跡御物)。葵(山城國本國寺什物)。鶯。蝴蝶(以上二管山州本能寺什物)。念佛丸(仝淨得寺什物)。松風(京本法寺什物)。二つ帶(和州多武峯什物)。國軸丸(同吉野藏王堂什物)。二つ帶(尾張殿有レ之)。千鳥(薗家什物)。節摺(林家什物)。鶯丸(同)。鳳凰(同)。小烏(薗家什物)。鳳凰(豐家什物)。調笙(南都右方樂人中宮内丞所持)。菊丸(近衞殿御物)。袖下(山科殿所持)。絲卷(同)と見えたり。

ジヤウイ 攘夷。(サカウジヤウイ。グヮイカウを見よ)

シヤウガ 生薑は。藥味として食物に付くるものなり。元と伊豆三島明神の本地なる同國白濱の社境に生する植物なるが。白濱は伊豆の端なれば。端の神を取りてハシカミの名を付せしと云ふ說。古事記傳に見えたり。東京芝の三島明神の

祭禮にめつかち生姜とて。之を賣るも。其の緣故なるべし（シムメイマツリの條下に記す。參看）。

シヤウギ　象棋。また將棋。象戲なとも書けり。支那より傳來せし遊戲なり。和漢三才圖會云。太平御覽云。象戲後周武帝所レ造。而其臣王褒爲二經行棊一。有二日月星辰之目一。與二今所レ爲不レ同。宋司馬溫公作二象戲圖法一。有二將士步卒車馬砲之象一。今所レ用是也。五雜爼云。象戲相傳爲二武王伐レ紂時作一。卽不レ然。亦戰國兵家者流。蓋時猶重二車戰一也。兵卒過レ界有レ進無レ退。正是沈レ船破レ釜之意。其機會變幻雖下視二圍棊一稍約上。而攻守救應之妙。亦有二千變萬化不レ可レ言者一。」また同書吾邦の將戲の條に。按將戲未レ知レ筆二於何世一。不レ載二和名抄一。蓋近世盛行矣。而此與二中華象戲一大異也。其方罫縱橫各九間。總計八十一。馬數四十枚。一方王加レ點如二玉字一。金將極官在二左右一。銀將亞レ之。飛車如二大將一。角行如二副將一。前三間爲二我陣一。向三間爲二敵陣一。如入二敵陣一者。銀將以下至二步兵一皆飜成レ金。飛車成二龍王一。角行成二龍馬一。唯金將極官故不レ易耳。凡擒二捕敵馬一。復用爲二我黨一。故千變萬化無レ盡也。後陽成院時洛陽宗桂善二象戲一。作二圖式一卷一行二于世一。其子宗古亦精巧也。於レ是碁所本因坊。將戲所宗桂。共賜二俸祿一。於レ今撰二拔華上手一令レ嗣二其家一。」嬉遊笑覽に云。象棋は和名抄にも載せず。榊巷談苑に此國の象棋は誰が始めたるやしらず。されど久しきもの也。近衞院の康治元年九月。攝政賴長の新院にまゐりて。源師長と象棋さしたりしよ著聞集に見えたりといへり。されどこは大象棋なり。年山紀聞に。明月記建保四年十二月十日。宇治御幸記。其傍置二圍碁雙六將棋等盤一とあり。後日家兄爲實言。台記に。【大將棋】といふ者見えたり。其文に云。康治元年九月十二日。參二新院一於二御前一。與二師仲朝臣一指二大將棋一。余負とあり。新猿樂記。圍碁雙六。將棋。彈碁と竝べ擧たり。こゝの象棋は漢土の今の象棋とはいたく異なり。されど日本風土記。棋盤橫連二河界一九行。直亦九行。與二中國象棋盤一相似。正用レ行而不レ行レ路。こゝの象棋はこまを筋のうへにやらざるをいふなり。」塵囊抄に。象戲の馬のをたいひて一つは王と書。一つは玉と書は。國に二王あるを忌なり。是手跡家の口傳なりとあり。香車をやりといふと。新撰狂歌集。金藏主といふ法師加茂の祭見てかへるとて。道にてけんくわして云々。「五月五日けいは歸りのきんさうす。やりにつかれてひしやとこそなれ」。競馬を桂馬にとりていへるは。守武千句に「かものけいはに袖はぬれけり。しやうきさすのゝ宮人に雨ふりて」。又た三盤を一つにいへるは。宗鑑が犬筑波集「碁うち雙六將棋をぞさす。濱みればきほひおくれの駒くらべ」。【廣象棋】漢土には種々の象棋ありと見えて。五雜爼なとにも。廣象棋は今傳らず。司馬溫公七國象棋を造る。又廣象棋を作りかへたる也。また儒棊などに至りては見るにも堪すといへり。莊岳委譚。宋晁無咎廣象棋譜序云。象棋縱橫路十一。棋三十二。爲二兩軍一耳。意苦而狹。嘗試以二局縱橫路十九。棋九十八一。廣レ之意少放焉云々。こゝにも今大象棋。摩訶大象棋。中象棋等あり。其の內大象棋は翫ふもの稀なり。名物六帖に廣象棋を大象棋にあてたり。

【中象棋】鴉鷺合戰輿書。文明八年一條禪閤の作と云々。せうぶせめたる中將棋の盤の上は所さびしく。駒の足なみ入みたれて。鳳皇は成て八方をやぶり。飛鷲角鷹は威をふるふてあたりを居食ふ。そのはたらきにも似たり云々。葉むしやはうたれ。一騎當千のつはものばかり殘りたる。その有さまはせうぶせめたる云々。童蒙先習（十三）。はか行ぬもの。中將棋に好たる。堺鑑（天和三年衣笠一閑）。北莊妙國寺々內法林坊住侶。日蓮宗の門徒にて中將棋の巨手なり。或時法皇の御所へ召いだされ。法橋宗知と中將棋をさゝしめ。兩人の勝負を叡覽ありけるに。溫故兩度勝利を得たり。因茲天下の名人と聞を取れりといへり。今も行はるれと江戸にはさしてすくなきにや。中將棋初心抄（元祿十年正月板行）といふもの有。委しく記せり。貞德油滓に「哀にしゝはいづち行らん。まけがたの馬（コマ）はかひなし中將棋」。又古き前句付に「ちりみたれたり〳〵。盤中につながぬしゝのくるひ死」。（獅子の馬には陰につなきといふを有り）。武野俗談（寶曆七年）。中將棋。今江戸中にて上手の名高く門弟多くある先生は。大津又左衞門（西丸御書院番）といふ人なり。濱町に住宅なり。六十ばかりの老人にて。生れ付少し魯鈍也。又云。晉の七國將棋とて近年朝鮮國より獻れり。其盤大きなること三間四方也。駒多く。是をさすに七人にてさす也。胡床に腰をかけて杖のやうなる竹を以てさすことなり云々。」徂徠の作たる廣象棋は。其子百八十。局は棋局を用となむ。片山兼山が廣象棋譜の序に云。命世之人雖二鞅掌拮据之際一。胸中別有二悠々閒日月一而優爲レ之。信哉。」今見戲の【はさみ象棋】は。徐廣が彈棊經に。夾食者二人。黃黑各十七棊。橫列二手前第四道上一。甲乙迭推二一棋一。夾レ一爲二食棋一。不レ得レ食レ十。兩不レ得二過食一といへるに似たるものなり。【とび象棋】はによい〳〵といふ物也。酉陽雜爼（續集）。小戲中。於二奕局一一枰一。各布二五子一角二遲速一。名二蹙融一。予因讀二坐右方一。謂二之蹙戎一（資暇錄。蹙融今有二奕局一。取二一道一。人行五棊。謂二之蹙融一。融宜レ作レ戎。此戲生二於黃帝蹙鞠一。意在二軍・戎一也。殊非二圓融之義一。庾元規著二坐右方一。所レ謂蹙戎者今之蹙融也。學者固已知レ之。書隱叢說に。格五之戲。止用二五棊一。共行二一道一。謂二之行棊相塞一。其法亡不レ傳。五雜爼委巷兒戲。則有二行棊一。或五或七。直行一道。

先至者勝。此古毉軆製也)。篗絨輪「わこの抱守り袴きた馬蹴あふ時。首てによんによか碁いし雖」。(白黑の碁石にてもすれば也)。【將棋たふし】といふは。馬を立竝べ。いか程多くても。端の一つを輕くはじき倒せば。殘らす倒れゆく者也。太平記(七。)千劍城軍の條。此時城の內より。切岸のうへに横たへて置たる大木十ばかりを切て落しかけたりける間。象棋たふしをする如く。よせ手四五百人押しにうたれて死にけり。海人藻芥に。一年田樂の棧敷多く崩れて云々。落書「田樂の將棋たふしの棧敷は。王計こそ登らさりけり」。秋夜長物語。將棋倒しのはらひ切云々。【廻り將棋】これは兩人各〻こま一つを盤の端に置く。又こま三つを采となし。金か步かと定めてふるに。そのこまあるは竪に立。横に立つともあり。假令は竪なるを十の數とし。横に立たるを五とし。その目をかぞへ。盤の緣をめくり追越したるを勝とす。【盜み將棋】こまを殘らす箱に入。盤上に打ふせ。箱を除け。よき駒取たるは勝也。幾人にても次第を定め。その駒の音せぬやうにとるなり。【彈き將棋】一方は步。一方は。大こまを用ひ。おの〳〵盤の端にならへ。中程の駒いづれにても指にて敵のこまをねらひて彈き。敵の駒を盤より落せはとる。敵と共に落たるは敵の方へとらる。こは彈碁の遺法にや。」とあり。猶。【受將棋】。【振り將棋】。【積み將棋】。【詰將棋】などあり。また善庵隨筆に。王將の文字の事を論して。予先年大橋宗桂の需に應して。其著述せる將棋の書に序することのありしに。王將といふ馬子は。何とも疑はしき名也。王なれは王。將なれは將と云へし。王と將と混稱するの理あるまじと。將棋の諸書を攷證するに。開祖宗桂(官毉吉田宗恂の子。寬永十一年三月九日八十歲にて卒す)より四代目宗桂まて。代々著述する所の將棋圖式に。雙方とも玉將とありて王將の名なし。因て思ふに。玉を以て大將とし。金銀を副將とするなるべし。左すれは。金將。銀將の名も據ありて。ひとしほ面白く覺ゆ。蓋し五代目宗桂以後。雙方の同く紛はしきを嫌ひ。一方は一點を省きて差別せしにやあらんと。今の宗桂に語りしに。宗桂曰く。それは必す然るへし。其わけは每年十一月十七日。御吉例にて御城に於て將棋仰つけられ。其圖譜を上るに。雙方とも玉將と書するを先例にて。王將とはいはぬとの由家に申し傳へ。今に代々玉將と書上れども。何故といふことを知らさりしに。これにて明白なりと。遂に其嘗て著述せる書を將棋明玉と名を易へ上梓し。予か序を卷首に載せたりき。これ細事と雖とも。邦俗先規を固守して容易に傳承の字を改易せさるより。攷古の資となることもあらは。純樸の一得といふべし。」といへり。いかにも此考の如く玉金銀を以て名けしも知るべからす。

【幕府將棋所】目下下谷西町に閑居せる。將棋の家元大橋宗桂は。舊幕臣にて。代々幕府の將棋所に奉職し。世祿二十石十人扶持を賜り。將棋の名家也。今同氏に就て幕府將棋所の由來を聞くに。抑〻圍碁將棋は兵法の一助にも相成るべき者なりとの趣意にて。三代將軍家光のとき初めて圍碁所。將棋所の役名を置き。土屋秀和。井上因碩の先祖は圍碁所に。大橋宗桂。伊藤宗印の祖先は將棋所に召出され。是より軍旅の行法と稱して。圍碁將棋の局面より軍事の進退抔をたび〳〵將軍家に上申したることあり。然に八代將軍吉宗。紀州より出て將軍家を繼ぎ。所謂勤儉政略を實行してより。以來軍旅の行法は平素上申するに及ばず。萬一の場合に臨み候節との內諭を下し。其後は圍碁將棋所の奉公とては。年〻一度其手合指方を上覽に入れるのみにて。全く閑散座食の姿となり。食祿を賜り居れり。扨同家に傳ふる上覽の當日用ひたる盤面を見るに。竪二尺。横一尺一寸。厚さ三寸。藤唐草金地總蒔繪の見事なる將棋盤にて。駒は櫻の木もて造り。普通のものより稍大く。文字は後水尾天皇の御宸筆を十一代將軍家齊公の御學所寔子の摸寫したるものゝよし。尤も上覽に用ゆる駒は。其場限りにて沒收する習慣なれば。年〻新に調製し。文字は時の御臺所が御宸筆を摸寫する例なれば。年代に依り筆者は同じからずと云。斯くて上覽の當日は。朝五ッ半時に登城し。白木書院の廣間に左の如く着席して。夕七ッ時迄に勝負を決する定めなり。

將軍家着座

寺社奉行席　若年寄席　老中席

將棋　圍碁　將棋　圍碁

御側御用　大目付

圍碁と將棋との距離は疊の目十八づゝの數を計へて盤を据ゑたり

上覽は例年冬至の日にして。其前日圍碁所の土屋秀和。井上因碩。林門入。坂口仙得。將棋所の大橋宗桂。伊藤宗印。和田印哲。天野宗步等は淺草日輪寺に會合し。豫め手合を定め。夕七ッ時迄に勝負を決する順序を定めて上覽に供す。尤お壁掛にて

格別の御好み出で。規定の刻限迄に勝負決せざるときは。直ちに月番寺社奉行の役宅に下りて徹夜し。翌日勝敗を上申する規定にて。隨分馬鹿々々敷次第也。又老中以下列席の役人は。碁打。將棋指の背後疊二疊を去りて着席し。這に盤面を覗くことも出來ず。夕七ツ時まで手持無沙汰に構へ居るは。如何にも氣の毒なる有樣なり。又將軍家には退屈顏に眺め居れ共。折々御簾を下ろして。主はもぬけの殼となることもありしとぞ。」將棋は天保前後に最も世に行はれ。上下之を弄び。圍碁を壓するに至りしが。維新後は流行の力を殺きしを近年復興し。各新聞紙に詰手等を揭ぐるに至れり。而して維新前には大塲氏代々の家元なりしが。今は別に家元なく。斯道の名手小野五平自然に推され。氏の免許を得て段階を定むるに至れり。

【西洋將棋】も小野五平の研究を經て。昨今漸く世に行はる。

シヤウギ　娼妓は。淫を鬻ぐ女なり。遊女。楊氏漢語抄云。遊行女兒（宇加禮女。已上本注）。一云。阿曾比。朝野群載遊女記に云。自二山城國與度津一浮二巨川一。西行一日。謂二之河陽一。往二反山陽。南海西海三道一之者。莫レ不レ遵二此道一。江河南北。村邑處々分レ派向二河內國一。謂二之江口一。蓋典藥寮味原牧。掃部寮大庭莊也。到二攝津國一。有二神崎。蟹島等地一。比レ門連レ戶人家無レ絕。倡女成レ群棹二扁舟一。着二旅舶一以侍二枕席一。聲過二溪雲一。韻飄二水風一。經廻之人莫レ不レ忘レ家。列盧浪尤（本の儘）。釣翁。商客。舳艫相連。殆如レ無レ水。蓋天下第一之樂地也。江口則觀音爲レ祖。中君。小馬。白女。主殿。蟹島則宮城爲レ宗。如意。香爐。孔雀。立牧。神埼則河菰姬爲二長者一。胡蘇。宮子。力命。小兒之屬。皆是俱尸羅之再誕。衣通姬之後身也。上自二卿相一下及二黎庶一。莫レ不下接二牀第一施中慈愛上。又爲二人妻妾一。殁レ身被レ寵。雖二賢人君子一。不レ免二此行一。南則住吉。西則廣田。以レ之爲下祈二徵嬖一之處上。殊事二白太夫一道祖神之一名也。人別二剋之一。數及二百千一。能蕩二人心一亦古風而已。長保年中。東三條院參二詣住吉社。天王寺一。此時禪定大相國被レ寵二小觀音一。長元年中。上東門院又有二御幸一。此時宇治大相國被レ賞二中君一。延久年中後三條院同幸二此寺社一。狛犬。犢等之類。並レ舟而來。人謂二神仙一。近代之勝事也。相傳曰。雲客風人爲レ賞二遊女一。自二京洛一向二河陽一之時愛二江口人一。刺史以下自二西國一入河之輩愛二神埼人一。皆以二始見一爲レ事之故也云々（以下略）。また東鑑云。建久四年五月十五日庚辰。藍澤御狩事終。入二御富士野御旅館一。云々。今日者依レ爲二齋日一。無二御狩一。終日御酒宴也。手越。黃瀨河已下。近邊遊女令二群參一。列二候御前一。而召二里見冠者義成一。向後可レ爲二遊君別當一。只今即彼等群集。頗物忌也。相二率手傍一。撰二置藝能者一。可レ隨レ召之由被二仰付一。云々。其後遊女事等。至二訴論等一。義成一向執二申之一。云々。」此事

を多田氏の南嶺子。および中村某の積翠閑話等に。志水冠者義高遊女別當となりし由に云へれど誤りなるべし。和訓栞云。あそび。和名抄に遊女をよめり。詩の漢有二遊女一といへるに起りたるにや。住吉物語にあそびものども。あまた舟につきて。「心からうきたる舟にのりそめて。ひと日も波にぬれぬ日はなき」など。うたひてと見え。撰集抄に。旅人の往來の舟を思ふ游女のありさまといひ。歌にも其意に多くよめり。後世流の君。流の身などいへるも。此義なるべし。」又和漢三才圖會云。按。待二來客一共遊宴賣レ婬者曰二遊女一。今總爲二傾城一。其所在謂二傾城町一。構二一郭一（埒同）以別レ之。群玉韻府所レ謂臙脂坡是也。夜潛發二其淫奔一者曰二夜發一（夜保知）。又夜立レ衢倚レ門賣レ婬者。夜發之屬。而甚卑賤。俗謂二曾宇加一。南史所レ謂女市是也。」嬉遊笑覽に云く。榮華物語。松のしつえの卷。二月二十日天王寺に詣でさせ給ふ。このゐんをば一院とぞ人々申ける。後三條院とも申めり。云々。二十二日のたつの時ばかりに。御船いだして。くだらせ給ほどに。江口のあそび。ふたふればかり參り。ろくなどぞ給はせける。源氏物語。みをつくしの卷。社參のかへさ。難波田蓑の島のあたり（上略）。あそび共のつどひ參れるも。上達部ときこゆれど。わかやかにとこのましげなるは。みなめとゞめ給ふべかめり」。江家次第。八十島祭日。到二難波津一。宮主作レ檀。云々。修禊了以二祭物一投レ海。次歸京。於二江口一遊女參入。纏頭例祿如レ恒云云。」撰集抄。治承二年長月の頃。あるひじりと伴ひ。西國へおもむきしに。さしていそぐともなき儘に。日の傾くにもいそがずして。江口はしもとなんといふ遊女が住居みめぐれば。家は南北の岸にさしはさみて。心は旅人のしばしの情を思ふ樣。さもはかなきわざにて云々。」橘窓自語（橘經亮著）云。久我殿に傳へられたる文書。

補二任洛中傾城局公一事。爲二御家恩一勢多方雖レ被二仰付一。就二不儀一御改易之上者。如二先規一竹內新次郎重信被二仰合一事。

右以レ人所レ被二宛行一實也。仍御公用。年中に拾五貫文宛。於レ有二其沙汰一者。被二仰合一訖。若就レ無二沙汰一者。雖レ爲二何時一。可レ有二御改易一者也。仍補任如レ件。

大永八戊子年六月二日　　春日修理大夫仲康判

竹內新次郎重信はいま堂上の竹內殿の先祖なり。この洛中傾城局はいつくにありしや考べし。むかし柳馬場に傾城屋ありといへども。これは享保十年江戶新吉原名主又右衞門注進の書付をみるに。其頃京都より萬里小路柳馬場と申す所に傾城屋有之候。これは原三右衞門と申すもの天正年中に取立云々とあり。されば柳馬場傾城屋にも侍らず。右文中に解し難き處もあれど。すべて原文のまゝに書す（洋々社

談中木村正辭の錄する所なり。一奇聞といふべし」。【かつら女】貞丈雜記云。かつらと云は遊女なり。山城國桂の里の遊女なるべし。永祿四年三月晦日。三好筑前守亭へ御成記に云。桂兩人御緣に祗候。種〻申事有之云々。三儀一統に云。猿樂への禮の事。馬上の時は沓の禮也。かちの時は詞の禮たるべし。白拍子。かつらなどは何も猿樂と同前也。又云。かつらには門送りなし。しらびやうしには扇の禮とて。さいぎは迄有へし。傾城には少座を立樣にして禮あり云々。」また。かつらとも桂女とも云は。山城國桂の里より出る遊女也。畠山記に云。此間公方の御慰に參り。舞歌などしける桂の遊女の裝束をきせまゐらせ。若君を桂に作り。彼の遊女の中へ入れ。已は桂が男の風情になりて。鼓裝束などを裹に入れ。畠山重代の長刀を竹筒に入て擔ひ。敵陣の前を通りける。敵の方にも桂遊女を見知たる人多ければ。無左右是を通しける云々。(公方は義澄公也。若君は畠山政長の若君。御兒丸十三歲也。已とは政長の家臣平三郎左衞門也。畠山が赤松。一色。山名等に正覺寺の城を責られ自害する時。平三郎左衞門に申付て。城より御兒丸を忍びて出す時の事也)。【加賀女】といふも遊女也。加賀國より出るなるべし。殿中申次記に云。白拍子御禮申上歟之事。貞仍(伊勢下總守)。從殿中貞宗(伊勢守)え。被尋申處に。御禮申上事先規無之。自然御陣中抔へは致參上候歟。殿中へ祗候の事。努々不可有之。加賀女は殿中へも參事自然可有之歟の由。御返事有之云々。條々閲書に。加賀節などは。今は聞たる人も稀に候べしとあるは。加賀女の歌ひたる歌の節を云なるべし。殿中日々記に。六月十四日祇園會。かゞ車公方へ參とあるも。加賀女の事にて。車と云は女の名なるべし。」【遊女の異名】瓦礫雜考に云。謠曲拾葉抄の江口の注に。しろめと云ふを。遊女の總名ときこゆ。かたちをつくろはず。器量よきといへる義にて。白女といふと見えたり。今の世に白人と云も。此義によるとあるは誤なり。白拍子などは。彼白拍子舞をなべていふ名なれ共。白女は遊女のすべての名にはあらず。もし白女といへるが總名ならむには。古今集に。名を書かでたゞ白女とのみあるはいかにぞや。そのうへ大和物語に。うかれめにしろめと云もの召てとあり。既にうかれめといひたる下にしろめとあれば。白女は名なること明かなり。また今の世の白人といふは。もと歌曲などの藝なき遊女を白人と訓に稱へしを。後に字音に呼かへたるなれば。古の白女の義には非ず。此白人のごときもの。すべてむかしは宿といへり。そは夜寢の義なるべし(麥飯といふ賣色あり。こは宿を米にかよはし。その品のおとれるになずらへて。名づけしにやとおもひしに。はたして物類稱呼といふものに。旅宿の

鶴岡職人盡歌合所載遊女

先進繡像玉石雜誌所載應永時代の遊女

土佐行廣筆江口君圖

酌とり女のことをいひて。相州小田原邊にて。ばくといふ。遊女をよねといへば。米に對したる麥なりといへり」と。以上は古代遊女の樣なり。【娼妓の稱呼】に種〻あり。嬉遊笑覽云。おいらんは。姉女郎を云ふ。我姉と云ゝなり。讃嘲記に。なろほどおいらんなりなどもいへり。「いつちよく咲たおいらが櫻かな」。享保十八年淺草寺の後藪をひらきて。櫻樹を多く植。一本每に願主の札を立つ。其中吉原の遊女多し。此時かしくが發句也。」瀨田問答云。江戶の社地に。山猫とてかくし賣女を置候事。根津なと始めに候哉。いつ頃より始り候哉。」答。始のもとはをどり子にて。橘町其外處〻牛込行願寺邊のてらのたぐひより事發り候哉に候。寺社境內にて。猫の號をなし候は。元文の始より。寬保年中へかけ。專に覺え申候。」嬉遊笑覽に云。浮世草子に。【さうか】惣嫁の字かけり。此說非なり。風流徒然草。五條の河原には。さうかといふ物あり。鹿の武左衞門かたりしは。或夜河原を通りけるに。こざをかゝへて行ものあり。誰と見むきたれば。さうか男と物いひてゐたるを。あれはさうか。といはれてまどひにけり。未練のさうか賣そんじけるとあるは。おどけばなしながら。さうかの義は是なるべし。くらき處にイみ居れば。さあるものともおぼめかるれば名つけしならん。物類稱呼に。京。大阪にてさうか。江戶にて夜鷹。紀州にて幻妻。長崎にてはいはち。四國にてけんたん(間短)。大阪及尾州にて人の妻をげんさいと云ふは。罵る詞に用云々とあり。間短の字を當たるも如何。風來も此字を書り。けんたん。けんさい。元二つなるべし。幻妻も正しとは云難し。又其料。一代女に。上中下なしに。十文に極りしものなれば。よい程がそれ〳〵身のそんなり。又娵容氣に。さうかのとを云て。往來の袖をひかへて。十文づゝに情の切賣。いんきよもしさうな年ばへにて。ふり袖きてのたはぶれあさましとあれば。貞享三年も享保二年も同じ價なり。其繪をみるに。黑き布子に白き半えりかけたる振袖をきたり。是等に論はなけれども。今にくらぶればをかしからすや。是貞享三年の頃よたかの價なり。世に之を古へは。【辻君】といひしと覺えたるは非なり。廿露寺職人盡。立君とある是なり。「宵の間はえりあまさるゝ立君の。五條わたりの月ひとりみる」。つぢ君は厨子君なるを。辻と心えたるは街に立もの故なり。つぢ君は家に居るもの也。厨子とは。今俗に戶棚といふの類なり。其家のさるやうなれば名けしなり。今の局みせの類と見えたり。今も京都には厨子といふ所の名往〻あり。」里の小手卷の評。近年提鑑と稱するは。持はこびの手輕きよりいひはじめ。山猫と名付しは化て出るをいふ事ならむ。寬文ころ。一人前五分のけんどん食出きて。はしけいせい五分なるをけんとん女郎といへり。けんとん。そばやには提重あり。今この提重の名に似たり又地獄とあだ名せしは。其初淸左衞門と云へるもの此事を企けるを。箱根の淸左衞門地ごくにもとづきて。仲間の者の合詞に。ぢごくといひしより。今は其名と成けらし(此說附會なり。後の暗物の條にいへり)。物の名も。所によりてかはるなり。浪華にて。惣嫁(物類稱呼)。伊勢の鳥羽にて走りかね(鳥羽は湊なれば。走るとは船人の祝詞なり)。古市にてあんにや(艷女)。伊豆の下田にせんびり有り。松崎にかれんぼ有り。丹後にしやらかう。越後に冷水。浮身(これは旅人。此處に逗留の內。女をまうけて夫婦の如くす。此家を浮身宿と云。ばせをが句に「海にふる雪や戀しき浮身宿」。長門の萩にかごまはし。下の關にて手拍子(舟をみかけて手をたゝく)。肥後にきぶし。長さきによたか。はいはちあり。小女子性あり。信州上田にへざいあり。松本に張箱あり。加賀に北鳥。名護屋にもか。出羽秋田にて根餅。奧州におしやらくとは。その初め女共。わらび餅を賣ける故其名とは成たるなり。津輕にてげんほといひ。南部にて。おしやらくと呼ぶ。松前にて藥鑵(尻が早いといふとなり)。近江にてそぶつ。越前敦賀にてかんぴよう。夕顏をさらすと云ふ心なり。」此の外諸所にて種〻の異名あり。數ふるに遑あらず。

【遊女の等級】箕山云ふ。五三三八(五十匁)。天神(三十匁)。圍(十八匁)とて。皆一日の遊料の數をたとへて名とせり。價數昔に替れども。今以て改る事なし。三八は。大夫と。天神との間の職なり。此名目當時斷絕すと雖ども。今大阪の大夫といへるも是と同じ心なり。今大阪に昔の大夫を停止たるにより。此職を大夫といへり(寶曆ごろは大夫七十六匁なり。三八は五三の例にていへば。三十八匁としらる。延寶の頃。大阪の大夫の價とみゆ)。江戶。長崎も。價は少〻かはりぬれど。其廓にて上なきを大夫と號す。天神。圍のたとへ。其源を糺せば偏にもんもうなり。かたへに松。梅。鹿の三名をいふ。大夫を松とし。天神を梅とし。圍を鹿とせり。昔の價に準じて天神を梅と稱せば。圍を鹿と云ふ事當らず(是は昔大夫の次は二十五匁故。北野の緣日の心にて天神といひしかど。延寶頃にや。小松や野風より。二十八匁となる。圍をばきんごともいへり。一代男に。新町の夕暮をいふ處。きんごの長持をはこびとある是なり。博徒の詞なりとぞ。柳亭子云。きんご打ときに。たとへば。十四の數出れば。是をふせ置なり。其徒の詞にかこひといふ故。十四匁の遊女を。その頃かこひ女郎といへり。後にはかるたの打やう巧者になり。十一にても十二にてもかこふやうになり。遊女の價もたかくなりて十五匁になれば。かこひの名も何のわけやら知

名画苑所載の図

土佐光茂筆 遊女の図 光信の子也 享祿年間の人

れぬやうになれりと云り。されど西鶴なども十五女郎（カコヒ）と書たり。もとより十五なるべし。是を鹿戀などゝ戯れ書て。鹿と計り略ても云り。貞享三年の册子。鹿戀は十六匁。四々の十六といふ。九々よりいひそめしとかやといへれど非なるべし。十五匁のときより鹿といふ名をいへるをや。諸藝太平記。大夫（引舟とも云）。七十六匁。天神三十匁。鹿戀は十八匁。端女郎あげやへ行はかこひなみ。半夜といふは十二匁。端女郎出口の茶やあそび。北の茶やも同前。半夜は圍の晝夜に分ちたるものなり。圍を分て賣にはあらず。外に半夜女あり（貞享の露草子。半夜は九匁しれた事。江戸にて局。また散茶の類なるべし）。晝よりは圍荳。夜に入ては十一匁。午の刻まで晝隔子あり。大夫は出ず。借しなし宿の夜泊あり。あげや二十四軒。出口北向茶や合て十九軒。此分にはし女郎を擧る。晝ばかりにて夜泊を制す。端女は假契ともいふ。端居してあふ假の契りなる故しか云とあり。北向は貞享三年露册子に。北方の横町にあたりて鳩のこやのうちに住で。夏冬なしにすゝはなをたらし。無常迅速を觀し給ふ云々（一目千軒に。中堂寺村住よしや太兵衛といへるもの。價下直なる女郎をあきなひける。今島原揚屋町上に中堂寺といへる一町あり。北向女郎始は價五分。後は壹匁なりしが。今はなし）。原富雜記に。其巳前つる蔦屋蘭洲店に。貳朱と張札出し。五町中の笑ひものとなりしが。其後段々はやり。貳朱の目印かうしをほそくして。ぶつゝけ見せといひたりしを。吉原のめつきやくなりといひしが。今は大方貳朱。其中に壹歩もあり。晝夜のべとやらいひて。三歩に賣も有よし。まぐろ鯨の切賣と成云々。按するに。もと大夫。天神は口の茶屋に出ず。夜とまりあるは揚やばかりにてありしが。寶暦のころより端女郎口の茶屋に泊るを始り（それ迄は晝のみなりし）。爰にては花一本。三匁三分と定め（揚屋にては。價二十匁となり）。又圍は延享迄價十八匁なりしが。後改て花一本壹匁壹分。但し揚屋にても茶屋にてもよぶ時は端女郎同直なりと。委くは一目千軒にいへれども。何故に圍は端の次となりしか。其よしは見えず。おもふに。價かはれるに。圍の名に負すとにや。さらば天神も名を改むべきにや。古今の沿革なり。」局は。端女郎の居る所なり。箕山云。局にかくる暖簾。昔は華族の御家へ申あげ。御ゆるされを蒙りてかけたり。彼御家より。布を柿染にして長さ四尺づゝ三布にて。縫合の二所に柑子革の露あり。然りといへども此儀は今斷絶して。彼御家より吟味もなし。傾城屋自分のはからひとして是をかくる。當時暖簾の色は紺染を用たれど。大夫町ばかり今に柿色を用る事古例を以てす。殊勝の事なり。此局の内土間は外にして。疊二疊敷をまづ定れる法用とす。或は三疊

四疊半しくもあり。床棚付るもあり。壁に寄て竿をつる。衣掛の竿といふ仔細は是なり。江戸の局は。口の間も廣く。奥間も寢所を構ふ云々(堺鑑にも。乳守遊女町の事をいひて。暖簾に紫の耳を作る事は。他所にならぬをなどいへり。古き俗說とみゆ。望一后の千句「似たるが多き傾城の門。とひくるに靑のうれんを懸つゞけ」。諸藝太平記。惣して此里のならひ。晝一つ。夜一つと。二つに割て。大夫を三十七匁づつに極め。晝夜の揚錢七十四匁。引舟はなし。かふろ二人也。又五寸つほれを通し。領三寸を半領と云り。」後世元文。寬保の頃。大夫八十四匁。格子六十匁。散茶晝夜三歩。寬延の頃。大夫九十匁。格子六十匁。散茶金三歩。これ文金行はれしよりなり。局五寸二寸などいふは。切れを賣の心なり。元祿の初五寸局を集め。うめ茶と云者出來ぬ)。爰にも散茶と云は。ふらぬといふ心なり。近年の仕出し二町目の玉屋。兵庫屋。大津屋を是からみれば。揚女郎にもさのみおとらぬ姿を。一軒に五十人づゝも見せかけ。大かたは歌うたふて彈ざるはなし(爰にもといへるをみれば。散茶と云と。江戸にのみ云しにはあらたし)。貞享四年版。江戸土產咄に。近頃より散茶と云て。大夫格子より下つ方なる女中あり。大盡なるは揚屋にて參會し。夫より及ばざるは散茶の二階ざしきにて樂む云々。原本洞房語園に。寬文八年の頃。端々の賣色ども。吉原へ移りし時。風呂屋者ありて。風呂屋の家作りを用ひ。局廓を廣く構へ。大格子を付け。庭も廣く取。ぎう臺とて暖簾の側に三尺四方ばかりの腰かけを付。ぎうと云者を付置て。客を引(當時女郎屋の家作り。皆散茶作りなり)。有來りし傾城とちがひ。意氣もなくてふらぬといふ心にて。散茶といひけるが。いひやまずして終に總名と成たり。近年散茶みせの模樣をかへて。廣き庭をもとらず。大格子の内を局座敷に拵へたるを。散茶に對し。うめ茶と戲にいひけるが。是も又此頃は本名のやうに成たり(色三線三。近き頃のしだし。うめ茶で咽のかはきをやめ。當座拂の氣散じ。それから五寸三寸。新町がしの柿のうれんは。定て百宛ころりとれて云々)。かくはあれども。散茶は何を云にか。按するに籠耳草子(十一)。その家の下女そばに茶をふりてゐける云々。茶をたつるをふるといへり。これは挽茶にはあらず。枝などの雜りたる麁茶を濃く煮て。茶筅にて振たつるなり。散茶とは今いふ煮ばなにて好茶なり。ちらしとも云り。」五元集拾遺「わびに絕て一爐の散茶氣味ふかし」。ちらしと云しは。一代男草子(一)。風呂や者をいふ處。ちらしを飮せ浴衣の取さばき云々。一代女草子(五)。煙草盆かた手に散しを汲で云々。諸艷大鑑(四)。役者まじりの人ごみ。ざつと揚場に散しなど呑。ゆかた疊む間云々。風呂あがりに是をもてなせし故。風呂屋もの吉原に廓を出したる時。その女郎を散茶といひしなり。あながちふらぬといふ謎にはあらぬを。頓てさは取りたるなり。又うめ茶は水をうめて。ぬるくしたる心なり(是も徒流が說などは甚わろし)。【茶を挽】といふとは。道恕が說に。慶長の頃迄は。歷々の御方も兼日の約束にて。明日は誰が家の何といふ大夫が手元にて茶をたべに參る抔と。こゝろやすき同士は誘引あるきしとなり。今に至る迄隙がちなる傾城をお茶を挽といふも。此節よりの癖なりといへるは非なり。唯徒然にて寂しき樣をいふ也。元隣が發句に「花を見る留主して茶ひく座頭かな」。續山井(住吉にて)「松風の音や茶をひく神の留主」。茶をば留主居抔に挽する習と見えたり。寂しき體思ふべし。女郎のもてなしを茶に譬へたるは。散茶以來專ら也。

【娼妓の風俗】に付き。古來の沿革を記さんに。【昔の遊女伽羅を多く燒きし事】諸艷大鑑に。十年と申すは水揚より定めぬ。勤めは姉女郎に引きまはされ。萬のあてがひは親方より。先づ大夫ははじめ二年があいだ。每日伽羅二燒。奉書五枚云々。一代男に。きやらをもをしまずたきすて。香爐二つを兩袖にとゞめ。むろのやしまと書付たる筥より。立のぼる煙をすそにつゝみこめ云々。色三線。女郎身の上の苦をいひて。近年世につれて至り。留木も人のきゝしれる名の木を燒ねはならす云云。是故に箕山も。傾城に金銀を遣す外に伽羅を贈るへし。なくて叶はぬ物なれば。身にかへてもほしがる事なるに。これを贈る人稀なり。其いはれあしき木がやられす。よきは價おもくして目にたゝざる物なれは。此價にては衣服を遣したるかたまされりとの利けん故なり。衣服調度は傾城自分にとゝのふるとてもおもひの儘なり。伽羅ばかり人を賴みても求めかたく。難儀に及ふ。諸廓共にかはる事なし。長さき許他にこゑて。面々所持侍るといへとも。昔にかはり。よき香をたしめる女郎なし。是故に吉原讃嘲記なとには。富る人をさして伽羅多き人といへり。これは金錢をいへり。金錢とはいやしければ。隱語に伽羅といひしなりと(江戸にも。江戸町西村庄助が抱への香久山がもとに。何ものか田舍人のまねして來り。伽羅の割木を二本火にくべて。酒の燗をしたる戲なとも。女郎の珍重するもの故也)。伽羅の下駄は浮說なるへし。松の落葉。福助買初踊皮の財布を肩にかけて。古かれかを。唐かれかを。文の上書。きしやうの下書。かひましよよい〳〵伽羅のたきからかを。望一后千句「火を埋む香爐の中のおぼつかな。雫おちけりとき洗ひかみ」。此句は遊女をいふに非す。そのかみ婦人髮を洗へは香をたきこみしなるへし。香爐の枕と云ものゝ料又枕にも香をとめたり。西川畵草子詞書に。好色女の畵に。靜御前を合す。誠にかま

可笑記所載の圖
萬治二年印本

くらにとめろとあるは。香枕に止ろの謎なり。昔は何によらすよきものを賞て伽羅といへり。延寶六年。露言歳旦帳に「國厚う千代のつやあり伽羅の春」。近き頃までも。俗語につやを言ふといふとを。伽羅を言などいへり。通りものゝよき男と言ふとを。金看板伽羅の男と云ふ。昔の浮世草紙に。伽羅女と云題號などもあり。同意と云も。よきたいこ持のあだ名なるべし。」遊女かならず。【傘】をさして船中にあり。明衡の新猿樂記に。遊女をいふ處。晝荷レ甞任レ身上下之倫。夜叩レ舷懸レ心往還之客といへり。圓光大師傳に圖あり。遊女は鼓を持て居れり。一人傘をさしかけ。一人櫂をとれり。傘は周りに帛を垂。處々に總角のふさあり。旅船につきて乘うつるなり。長門本平家物語。清盛嚴島詣の時。遊女が清盛に贈りし歌「花うろしぬる人もなきわが身かな。むろありとても何にかはせん」。菟玖波集に。建文　年　一侍時は。濱なの橋の宿に付て酒たうへてたいんとしけれは。「橋もとの君には何かわたすへき」前右大將賴朝。平景時「たゞそま山のくれてあらはや」（東鑑にはすきはやとあり）。」古へは遊女【なじみて來る人】を子夫（コツマ）といひ。なじめる遊女をは。子君と云たり。沙石集に。遊女にて侍るが五人の子夫をもちて候しが。四人は事にふれて情ありてふるまひしかば。心ざしも互ひにあさからす。一人は物をも覺えずして我を煩す事のみ侍りしかば。にくゝ思ひながら過ぬ云々。このにくみし男の甥が詞。某が伯父にて候ひしが子君にて候きと云。さかの君は。子夫猶ありけるにやと問は。伯父が外四人候し云々とみえたり。板橋雜記に。妓家僕婢稱レ之曰レ娘。外人呼レ之曰二小娘一。假母稱レ之曰二娘兒一。有レ客稱レ客曰二姐夫一。客稱二假母一曰二外婆一とあり。」【遊女の名】其名も樣々なれど。佛の名。釋家の語を付たるも多くみえたり。書寫上人が。生身の普賢を見むとて神崎の遊女の長者を尋れしに。長者鼓をうちて歌をうたふが。普賢に見えたりといへるは。この長者名も普賢といひしなるべし。磯の禪師も召つかひし女を。さいはうそのあまといへりとあり。德川氏の頃には源氏名とて。上臈の如き名を付けたり。少將。小紫。梅ヶ枝。竹川。丁山。高尾なとの如し。岡場所にては通常の名を呼びたり。」後世も。よき遊女は人を撰みて。逢しことにや。猿源氏册子に。ながれをたつるかはたけの遊女なれば。大名高家より外へは出ず云云。五條ひがしのとう院なる遊女が家を過る處に。けいぐわ。うす雲。はるさめとて。其外のゆうくん十人ばかり立出て。いかにや〳〵。情なくも。まのあたりをとほらせ給ふぞやといひて。袂にすがりつゝざしきへ手をひき入にけり云々。さてあるじはかうろぎの盃するて。いかにや宇津宮殿ひとつきこしめされて。誰にも御心ざ

シヤウ

し有かたへさし給へと申ければ。うつのみやたふ〳〵とうけてかれこれと見廻し。さかづきをさしければ。けいぐわにてぞ有ける。けいぐわ時の興を催し。めづらしの御杯さふらふやとて。とりあけて次第にめぐらしければ。のこりの君とも。これをみてあなうらやましのけいぐわかな。今より後のすてさかづき。さゝれてもせむなしとて。座敷をたちし遊君も有。ゐのこりもてはやすもあり云々。うつのみやまどにことの外のおほ酒にて。たちはを忘れて候。いとま申す入とて。宿へこそかへりけれ云々。けいぐわたそがれ時に。うつのみやどのゝやどゝ尋て來りしかは云云(こは室町家のころの草子なり。かやうに初は座敷のみにてかへる事後も其定なり。遊女宿處へ來るは後に町賣と云ふ是なり)。其頃は遊女専ら乘物にのりたり。」そのかみ。遊女。白拍子なと。招かさるに押し參りしならひとみえたり。猿源氏册子に。遊女のりものにのりてとをりしを。みそめたるをいへり。伊勢物語に。大けいせいや有けり。そこの女の乘ものゆるされたる有りける云々。尊氏の御時なるべし。大傾城屋は。そめ物やのかくなり。六條のかくともと書きしたり(此書戯作にてざれたる書さまにて。其心してみざれば辨へかたし。染物やは賤き部類とす。六條は三筋町に傾城屋あり。これはその格なりといふなり)。元龜の頃には武家の嫁迎ふるに負木といふものにて負せたりと。落穗集にみえたり。負木は今も田舍には物負に用るもの有。遊女は尤これ制外の者なれば。士庶の格をもて論ずべからず。慶長。元和。寛永ころの古圖に乘物見えたり(萬治。寛文ごろの板)。本吉原用文書といふ册子の繪に。ぜにやといふ揚屋の門に。乘物ある處をかきたり。客人の乘ものにや。または女郎の乘しことなどもあるにや。元吉原にてもさるとなく。雨の降時だに下男の背に負れて揚屋にゆきしとぞ。吉原徒然草百五十五段。菱屋の若むらさき殿。揚屋町へおはしけるに。雨降にければ乘物にて出給ひぬ云々。」【若衆女郎】古くありしものと見えて。吾嬬物語に。まんさく。まつ右衞門。兵吉。左源太。きんさく。とらの助。熊之助などいふ里名あまたあり。是もと歌舞妓をまねびて。大夫といひしころより。佐渡島正吉などいへる大夫もありし名殘とみゆ。これそれのみにもあらず。男寵の流行し故に。後までもかやうの名を付けるなり。されど大夫にはあらず。みなはしかうしの内なり。勝山が奴風の行はれしも此故なり。箕山云。近年傾城の端女に。若衆女郎と云あり。先年祇園の茶屋に龜といひし女。姿かたちを若衆によく似せて酌を取たり。され共是遊女ならず。是のみにて斷絶しぬ。若衆女郎の始る處は。大阪新町富士屋といふ家に千之助とてあり。此女は初は葭原町の局にありしが。おのづから髪短く切てあらはし居たり。寛文九己酉年より本宅の局に歸りて。さかやきをすり髪をまきあげにゆひ。衣服のすそみじかく切。うしろ帶をかりた結にし。懷中に鼻紙たかく入て局に着座す。よそほひかはれるしるしに暖簾もかへよとて。廓主木村又次郎がゆるしを得て。暖簾に定紋を付たり。紺地に鹿の角を柿にて染入たり。是若衆女郎の濫觴なり。見る人珍らしといひて門前に市をなす故。こゝかしこに一人づゝ出來るほどに今はあまたになり。堺。奈良。伏見の方迄ひろまれり。是衆道にすける者をおびき入むの謂ならんか。されども。よき女をば若衆女郎にはしがたし。それに取合たる顔をみ立てすると見ゆ。大阪の若衆女郎は外面よりそれとしらしむる爲に。暖簾にかならず大きなる紋を染入るといへり。洛陽集「青簾あはれなるものや柿暖簾。有初」。遊女眞情を顯はして。【髪きり指さる事】はむかしもあり。唯【割青】は近時のこととみゆ。俠客の文身するをはやりて後のことなるべし。一代男(五)。山三郎と云ふ野郎がとを云ふ處。けい一大事といればぼくろ有しば。かのほうしをけいじゆんと申けるとかや。元祿ころの事なるべし。」【女郎の風俗】天より先にも猶昔に及ばざるとを云り。吉原徒然草(其角が撰なりと云は非なるべし。正徳中の寫本也)。古へ山本屋の小主水。長崎やの千歳云々。今時のよねにくらぶるにもたらず。先内をふみ出すより。世界をわがものにして。あひかたをたな心にをさめ。道中はでにしてしほらしかりし。其頃は絽の袷帷子といふものもなく。勿論二人禿といふともなかりしかど。道中なか〳〵にぎやかなりし。今は(三浦の大夫は二人禿なり。全盛なるは格子も二人禿をつれたり。されど大かたはみな一人なり。若紫しばらく三人禿なりけり。先はなき事なり云々。菱屋の若紫なるべし)。對の禿にて氣をとるといへども。風情りちぎにして。隣へ茶をのみに行やうなり。むかし帶のはゞもせばく。むなだかなりし云々(頭にかんざしなく。面に紅粉を假らず。衣も打かけをきず。はきものはつまかくしの草履。是にてにぎやかなりしは人物によるとなるべし。駒下駄は享保より以來也)。遊女【櫛をさすこと】あだまくら天和已來多く横ぐしにさしたり。其ころ常の女は櫛をさゝず。松の葉。と云ふ長歌。しま原の風をいひて。身せば大そで。ゆきみじか。ひつこきかみやふたつをり。又二つ櫛しどけなく。ゆきのすあしの花ふんで云々とあるは貞享ころのさまなるべし。江戸の遊女。二つ櫛さすは。その後元祿よりと見ゆ。かんざしはいまだなし。賢女心化粧(五)。古代は身を拵へ。貌を作れるを。傾城遊女の風と云ひしに云云。これ迄とちがひ。貌白粉色どらず。口べにさゝず云々。江戸の遊女かんざし多へ

シヤウ

さすことは明和の頃とみゆ。原富雜記に、昔は紅粉。おしろいを。むさきこととし云々。櫛はあしだの歯のごときを二三枚。かんざしとて色々もやうをしたる。七八本さし散し。祭に賓ありくだしやら。辨慶の人形やら見わけがたし。天氣の能日も下駄がけ云々。【すあし】は。天和のころよりと見えたり。色道大鑑に。素足を本とすといへれど。其頃は足袋をはきしなるべし。一代男（六）。女郎も衣しやうつきしやれて。すみ繪に源氏紋所もちいさく竝べて。袖口も黑くす。そも山道にとるぞかし。それ迄は目せきあみ笠。うれたびに。もみのくけ紐。今のすあしに見合。をかしき事も有て過侍ると云り。」又【内八文字】といふあゆみやうも京師の風なり。諸艷大鑑（二）。先一番に。都の三夕各別世界の道中なり。内八文字にかいどりまへ云々。東海道名所記。島原の條に。只今あげられて。かぶろやり手におくられ。長きもすそをかいとり。八文字に踏でゆくうしろかげ云々とあるも。内八文字なるべし。」元文頃迄大夫有しは。三浦屋三軒と玉屋のみなり。徒然云。元文五年頃迄揚屋五軒あり。尤揚屋町にはなし。新町に（京町二丁めなれど。いつの頃よりか新町と云。本名にあらじ）。海老屋治右衞門。尾張屋清十郎。橘屋五郎左衞門。若狹屋庄三郎。京町和泉屋清六。其後揚屋とも皆破壞して。尾張屋清十郎のみ揚屋町へ轉宅して榮へたり（三浦は寳暦六年に家絶ゆ云々。按するに金多里（カネオキムラ）といふ細見（寳暦の初年なるべし）。江戸町一丁目玉屋山三郎に。大夫花紫。これ一人。揚やは尾張屋清十郎のみなり（大夫も揚屋も。此已後絶たり）。【衣服及煙草】或人云。遊女も延享。寛延の頃までは。紗綾。ちりめん。羽二重を着て。中の町へ出る。（中略）道中の衣服毎日取替着て。同じ衣類は着ざりし（煙草を少づゝ包み。禿にこれをあまたもたせ。茶屋にて一服のみ。殘りは其儘茶屋に置たり。中の町の茶屋とも煙草は求めずして足れり）。安永。天明頃より羽二重さやなどは絕て用ひず。錦繍の如き美服をきる事になりぬれど。毎日おなじものを着て。着かへは一つも持ざるなり。たばこ入なども高價の物を用ふれ共。人に呑することなし。時勢に依て賤くなれり。」衣服も時々の好みかはれ共。一代男（六）。女郎の年禮をみる處。空色のはだ着。中には樺じゆすにこぼれ梅を散らし。上はひどんすに五色のきり付。羽根。はご板。はま弓。玉ひかりをかざり。肩にはしめ繩ゆづり葉。おもひ葉の數を盡し云々とあり。遊女無地縞の類を着たりしは。好むことにはあらず。制禁によりてなり。箕山大鑑云。大夫の服。小袖。帷によらず。ひつたの鹿子。地なし。縫箔の小袖。緣箔の小袖。但箔の類六條にては多く着しつれど。此里に至りては。傾國の服には初心なりとて是を着せず。殊更當時。鹿子。縫箔の類停止なれば。其さたに及ばず云々。無紋無地の紫紋所あるは。大夫職看しても苦からず云々。八丈。八反掛。天鵞絨の小袖云々など見えたり。」【遊藝】むかしは大夫三絃。小歌。淨るりなど語りたる者多し。寛文の頃。名高かりしは。江戸町勘左衛門抱への因幡が淨るりなり。犬枕に。きゝたきものまんよか三線。花たかるもがつれぶし。因幡が淨るりと出たり。讃嘲記に。二町目次郎左衛門後家内かるも。聲の匂ひうるはしく。小歌さみせん五町まちに竝びなし。上るり。又因幡にもまさらんかといへり。是故に三線を禿にもたせて道中するさまをかける畫多し。藝者と云もの出きしとは後の事なり。」また徳川氏時代に。遊女に役を充て召し使ひし事あり。八十翁昔語云。百年以前（正保。慶安）。傾城の役は。式日。評定所へ十四五人宛相詰。女四人の用のため。惣給事のため相詰るよし。大昔は軍中實檢の首洗ふ役。又獄門の首洗ふとも云傳ふ。【化粧法】瓦礫雜考に。遊女の粧の事を論して云。ある人むかしの風俗。すべて威儀正しき由をいひて。又遊女常に打かけきるなどは。往昔の威儀の名殘なるべしといへるは。委しからず。いにしへの江口。神崎などの遊女は。皆小袿着たりと見ゆれど。後世の遊女はしからず。岩佐又兵衛が畫。その後は。菱川師宣。英一蝶が畫にも。猶遊女に打かけ着たるはなし。それらの繪にも。稀には打かけ姿書るも見ゆれど。みな内に居體なり。外に出たるは必うへに帶しめたり。よりておもふに。遊女が小袖を打かけ着たるは褻のことにて。晴にはせざりしを。今は武家の婦人の打かけのごとく。禮服とぜしは。稍々僭上の儀とやいはまし。又昔々物語といふものに。昔は常の女。縫箔光る小袖着る故。遊女は無地もの。縞の類を着たり。常の女と風俗替るべき爲なり。又帶してこれも可レ替ためなりといへるは。また證とすべし。」ついでに云。享保の比までも。婦人は顏を粧に頰紅とて。紅と白粉を和て。頰にぬること有しを。元文の初ごろより。貴賤ともにほゝ紅を止て白粉ばかりぬり。或は塗ぬもあり。是は遊女の粧を學びたる也とぞ。壺石文介婦訓といふ段に。當世生地を悦びて化粧をきらふは。いとはしたなき事也。生地をみせて悦ぶは傾城の事也云々とあり。女郎の風俗も。原富雜記に。昔は紅粉。白粉をむさき事とし。揚屋女郎の薄げしやうだに。揚や風とはいひながら。いやしきことにいひなし。髪はびやうごに引むすび。あらぐしにてすき上げ。つまべに。つまかくしの草履。地女とちがひ。きれいなるを女郎とせしに。今の風は。髪は油がため。櫛はあしだのはの如くなるを二三枚さし。かんざしとて。色々もやうをしたる七八本さしちらし。天氣のよい日も下駄がけ。揚屋入といふ事しらず。をどり子かとみれば。小袖の數をきる云々。

延享二年吉原細見

シヤウ

京町壹丁目中ノ丁よりたかゑ

ぜに屋甚左衛門

ぜにや

俵

京太夫女郎　よびだし　六十匁

同京女郎　三十匁

同つんせ

[illegible]

シヤウ

江戸町壹丁目中ノ丁よりたかゑ

格子　たま屋山三郎

太夫九十匁　かうし六十匁

卍

[illegible]

【細見記】は。花柳社會の位置。人名。評判を記したる册子にして。俳優の評判記に於けるが如き性質のもの也。萍華漫筆に。寛文年中新吉原細見記の斷片を載す。卷首には矢張り大門の圖などありしなるべし。同書には唯々左の二頁のみを掲げたり。

商人 米屋	案内茶屋 伊勢屋 九兵衛	商人 花屋	

（通り）

商人 紙屋	案内茶屋 讃岐屋市五郎	タラナガ 八軒	商人 小間物屋

江戸町二丁目　玉屋長左衛門　抱遊女　四十一人

名	シンゾ	カムロ	セハ
〇〇錦木大夫	二人	二人	一人
〇〇小鹿子	二人	二人	一人
〇〇松風	二人	二人	
〇〇丁山	二人	二人	
〇〇初梅	一人	一人	
〇〇若葉	一人	一人	

此頃の細見には妓の名の上に上中下の符號を記さずして。其紋を記したり。此の體は古きものなるべし。後七十年を隔てし延享二年の細見の圖。尙古造紙挿にあり。其の記載の事項大に進歩したるを見るべし。但未だ藝妓の無き時ゆゑ。之を附記せざるなり。此の細見には娼妓の名の上に符號あり。揚代金の區別を表はすものなり。最上なるを知るべし。

曲亭雜記に。享保より寶曆までの遊女の品階合印左の如くあり。

大夫　格子　二人かふろ　呼出し　つき出し　座敷持　古金

文金　晝夜　二朱　打こみ。山さん　ちや。梅ちや　五寸間　並つぼね　茶屋

元文六年に至り。初めて直段をかきあらはしたり。

大夫 八十匁　格子 六十匁　呼出し 四十五匁　散茶 晝夜三分　文壹分　十二匁

これより合印は變更し。文化年間には。

四寸　竝局　附屋あり茶屋六軒　大籬　半籬まがり　半籬とあり。

昨今の細見記は　入山形一ツ星 一圓二十錢　入山形 九十錢　三ツ山形一ツ星六十錢　などあり。餘は略す。

右の如くなり。昔の細見の卷末には。每月相改板行仕候とありて。書肆の名を記し。出板の都度吉原細見と呼びて。男の賣りあるきしものなるが。後世は月刊するとなく。深川その外岡場所をも記すものあり。賣り行るく事も明治以後廢りたり。

【娼妓に關する法令】足利氏以前には。亡八が娼妓を買ひて家に養ひ置くことを見ず。三溪按するに。檜垣姫又は白女など。王朝の頃の遊女は。自宅に在りて自由營業したる者の如し。足利氏の時。堺の地獄太夫が死する時。主人に恩を蒙りて夭死することを悲むの言（小說なれど）あるは。是幼少よりの義理あるを思ふてなるべく。從て此の頃より養女として美しき少女を買ひ置きて。妓となすの驛家ありしやと思はる。德川氏の時。【人身賣買の禁令】屢々出で（同條下を見よ）。又岡場所の密賣淫を禁ぜしとあり。明治五年十月二日。太政官第二百九十五號を以て。人身賣買致し。終身又は年季を限り。其の主人の存意に任せ虐使致し候は。人倫に背き。有ましきことに付き。古來制禁の處。從來年季奉公等種々の名目を以て奉公住爲致。其實賣買同樣の所業に至り。以の外の事に付き。自今可爲嚴禁事。」一。娼妓藝妓等年季奉公人。一切解放可致。右に付て貸借訴訟總て不取上候事と達せられ。娼妓は自宅にありて召聘を受くる每に妓樓に行く。之れを貸座敷と名づく。決して妓樓に同居する能はざることゝす。警視廳史稿に據るに。明治九年二月二十四日。警視廳は達第四十七號を以て。貸座敷竝に娼妓規則を創定す。貸座敷規則の略に曰く。貸座敷の營業は免許地に限り。他所に於てするを許さす。五年十月發布せし年季解放の趣意を確守し。各地同業者中元締竝に副元締を設け。總て警視官の命を奉承し。業務の取締及び黴毒檢査費金の上納等を措置せしめ。娼妓を猥りに區域外に出し。又娼妓を店前に列し。或は通行人に遊興を勸るを禁し。娼妓と契約の條件は豫め警視官の檢閱を受けしめ。娼妓契約に背き或は命令に從はさるときは警視官の處分を請ひ。恣に苛酷の處置を爲すを許さす（娼妓の寫眞を店頭に竝列し。其價額を掲記し（十四年七月廢す）。且娼妓他の貸座敷に轉し。或は廢業せんと欲するときは其自由を妨くるを許さす。常に娼妓をして正業に就かしむるに注意し。

從來の弊習を襲ひ冗費を散せしめす。罪犯其他不良不審の徒を見るときは速に警視官に密告せしむ。而して附するに本則に違背する者は。鑑札を沒收し。若しくは罰金三十圓以內。苦使六ヶ月以內を以て處分するの制裁を以てす。」娼妓規則の略に曰く。娼妓たらんと欲する者は警視廳に上願し。免許を請はしめ。十五歲未滿の者は之を許さず。娼妓稼業は自宅よりし。或は貸座敷に同居するを妨けすと雖も。遊廓區域外に出て或は貸座敷外に營業するを許さず。且一週日每に必す黴毒の檢査を受けしむ。違背する者は罰金二十圓以內。苦使五ヶ月以內の處分を以て之を制裁す。」八年四月二十四日。引手茶屋新開を禁す。」十四年五月三日。丙第一號を以て。娼妓規則中を改め。娼婦をして妓樓に住居せしむ。從來娼妓の住居は遊廓區域內に限り。貸座敷內に同居すると同居せさるとは一に娼婦の自由に存せしを改め。貸座敷內に居住し。休業の外貸座敷外に宿泊することを得すと爲す。蓋し從前規則中娼妓は自宅より出稼するを妨けさるの文あるを以て彼輩自宅に賣淫するも貸座敷主は之を拒むことを得す。又假令ひ遊廓の區域內と雖も。此輩をして他の正業者と比隣せしむるときは。自ら風俗を敗壞するの恐れあるによる。」同廳は又十五年十二月二十七日。乙第十八號を以て。貸座敷引手茶屋娼妓取締規則を改定す。その略に曰く。貸座敷引手茶屋は本廳允許の區域內。娼妓は貸座敷內に限り營業を許し。吉原を除くの外新に開業し若くは轉授するを許さす。花卉を栽へ燈籠を揭け或は俄踊を演するに論なく。其他街頭に擧行するものは豫め本廳に請願せしむ。但吉原を除くの外之を許可せす。每月賦金を納致せしむるに。貸座敷は收入金額百分の十。引手茶屋は遊客一名ことに金三錢。娼妓は收入金百分の七とす。而して遊客の氏名年齡容貌衣類等を簿册に詳記せしめ。婦女の遊興を禁し。吉原に非るよりは娼妓を通行人に視するを許さす。二十年未滿の娼妓は免許の期限を滿三ヶ年以下と爲し。其滿期に至る者は鑑札を返納せしむ。滿期の後娼妓たらんと欲する者は更に免許を受けしめ。祖父母父母伯叔父母兄弟姉妹の吉凶及ひ看病の外區域外に出るを許さす。而して附するに本則に違背せし者は罰金二十圓以內。苦使五ヶ月以內の處分を以てし。本則の外。營業上に關し。輕重罪に處せられし者は其情狀に由り。或は營業を禁停するの制裁を以てすとあり。」十八年三月九日。警視廳は妓樓の客を誘ふ廣告をなすを禁す。」同廳は又明治二十年五月二十三日。警察令第十號を以て。貸座敷引手茶屋娼妓取締規則を改定す。改定規則の要を擧れは。引手茶屋は土地に關せす。新たに開業し。若くは他に轉授することを得す。新たに貸座敷を開業し。或は轉授開業せんとする者は族籍住所氏名年齡稼名屋號及ひ等格を定め。取締竝に區長若くは戶長を經て本廳の免許を受けしめ。廢業せしときは三日以內に上報せしむ。未丁年にして後見人なき者。白痴瘋癲者。及ひ幼者を略取誘拐する罪。猥褻姦淫の罪。强竊盜の罪を犯し處刑せられたる者。竝に公權剝奪停止中の者は貸座敷引手茶屋たるとを得す。娼妓たらんとする者は其實情を詳具し。父母及ひ證人二名竝に寄寓すへき貸座敷主と連署し。其等格揚代金及ひ結約條件を附記し。籍面を附し。取締竝に區長若くは戶長を經て。本廳の免許鑑札を受けしむ。但十六歲未滿の者は娼妓たることを得す。總て免許鑑札は他に貸與し或は抵當質入等を爲すことを得す。貸座敷引手茶屋及娼妓賦金の額を定め。貸座敷は四等に分ち一ヶ月每に一等は家屋二百五十坪以上每一坪に金三十錢。二等は同二百坪以上同金二十五錢。三等は同百坪以上同金十五錢。四等は百坪未滿同金十錢。二階は其建坪一坪を七合。三階以上は同一坪を五合と爲し。引手茶屋は三等に分ち。一ヶ月ことに。一等は家屋三十坪以上金四圓。二等は同二十坪以上金三圓。三等は同二十坪未滿金二圓。娼妓は四等に分ち。一ヶ月ことに。一等金三圓。二等は金二圓。三等は金一圓。四等は金五十錢と爲す。共に此比例を以て每月五日を限り。前月の賦金を本廳に納致せしむ。娼妓休業中は日數に照し賦金を免除す。貸座敷引手茶屋及ひ娼妓は一區域ことに正副取締を選擧し。本廳の認可を受けしめ。取締は其區域內貸座敷引手茶屋の主人二十五年以上の男子にして。地所若くは家屋を有し。略ゝ算筆に通する者に限り。其任期は滿二ヶ年とす。但任期中と雖も不肅の所爲ある者は臨時改選せしめ。貸座敷引手茶屋娼妓は一區域ことに協議規則を設け。本廳の認可を受けしむ。其規約に入らさる者は營業するとを得す。貸座敷引手茶屋娼妓に在て男女を雇用し或は解雇せしときは。其族籍氏名年齡を詳記し。三日以內に所轄警察署に上報せしむ。貸座敷引手茶屋にして滿一年以上休業するときは免許の效を失ふ。又二戶以上合併して其業を爲すことを得す。遊客の氏名等を記載せし帳簿は五年間保存し。學校の徽章を着けたる生徒。竝に十六歲未滿の者に遊興せしむ可らす。根津及ひ四宿に於ては粧飾せし娼妓を通行人に觀す可からす。娼妓を遇するには誠實を旨とし。且力めて正業に復せしむるに注意し。聊も贅貸を爲さしむるを得す。引手茶屋は遊客及ひ娼妓を留宿せしむることを得す。貸座敷娼妓との間に紛議を生し公裁を仰かんとするときは。所轄警察署の承認を受けしむ。娼妓免許の期限は滿三年以內とし。倘新に繼續するも其期限は前後通算して六年を超ることを得さる等の

諸項にして。附するに本則に背戻する者は三十圓以內の罰金に處し。或は六ヶ月以內の懲戒に處し。且或は其營業を停止し若くは禁止するの制裁を以てす。懲戒は懲戒場に送致し。相當の役に服せしむ。又通行人に遊興を勸め或は遊興費の抵償として遊客の衣服を收るを得ず。根津及び四宿に在ては新たに貸座敷を開業することを得す。吉原に非るよりは花卉を植へ燈籠を揭るを得す。云々。本則改正の爲に府下三業賦金の額月計凡そ一萬千百七十七圓餘。年計十三萬四千百二十六圓餘。之を去年賦金の額五萬三千二百三十一圓有奇に比すれは。其增加すると八萬八百九十四圓有奇と爲す。而して此の如き苛税を課せしは或は禁止税の類かとあり。是より先。內務省は訓令して。娼妓の黴毒を檢査せしむ(バイドクケンサ參看。)又十二年三月一日。警視廳は訓令して。士族にして貸座敷及娼妓を業とするを許さず。」同二十九年七月七日。警視廳令第四十號を以て二十二年(三月)警察令第十二號貸座敷引手茶屋娼妓取締規則を改正す。其要に曰く。貸座敷引手茶屋の營業は警視廳に於て認可したる區域內に限（遊廓地外に於ては新規開業するを許さず。其營業を爲さんとする者は。一。屬籍身分住所氏名年齡。二。樓名又は屋號。三。營業の場所。四。營業用家屋の圖面 間取坪數及階子の幅員箇數位置を記すを要す）を所轄警察署を經て警視廳に願出免許を受くへし。其營業の場所を變更する時亦同し。家屋を建設し及改造變造せんとする場合に於て。三階以上に係るものは。構造仕樣書及圖面を添へ所轄警察署を經て警視廳に願出。免許を受くへし。又二階建以下に係るものは圖面のみを添付し。本文の手續に依り屆出へし。其房室の坪數十五坪以上三十坪迄は。少くも幅員四尺以上の階子二箇を設置し。尙三十坪を增す每に一箇を增設すへし。以上の免許を得たる後。其構造落成したるときは檢査を受け。其認證を受くるにあらされは使用することを得す。その本則に違背し。又は公安を害し風俗を紊るの虞あり。若くは他人に名義を假すの事實ありと認むるときは。其免許を取消し又は其營業を停止することあるへし。免許を得たる後正當の事由なくして三箇月以內に開業せす。又は一箇年以上休業したるときは免許の効を失ふ。貸座敷引手茶屋は二戶以上合併して營業を爲すをを得す。營業者屬籍身分住居氏名樓名屋號に異動を生し。又は後見人を變更し。若くは廢業休業就業したるときは三日以內に屆出へし。貸座敷引手茶屋は一定の看板(夜間は標燈)を店頭に揭出せしむ。貸座敷引手茶屋營業者は甲乙二冊の帳簿を製し。甲帳には揚り高。乙帳には遊客の住所氏名職業年齡容貌及衣服の品類等を詳記すへし。帳簿は新調の都度所轄警察署の檢印を受け五箇年間保存。雇人の雇入れ解雇は屬籍身分住所氏名年齡を詳記し三日以內に屆出へし。營業上に使用する雇人を雇入れんとするときは。雇人簿を所持の者に限る。貸座敷營業者婦女を宿泊せしめたる時は二十四時間以內に所轄警察署に屆出へし。遊廓地外に於ける貸座敷引手茶屋營業者は粧飾したる娼妓をして通行人の目に觸れしむへからす。貸座敷營業者は娼妓を遇するに誠實を旨とし。且力めて正業に復せしむる樣注意し。贅貸を爲さしむへからす。貸座敷營業者は娼妓をして身體檢査規則に觸れさる樣爲さしめ。又娼妓疾病あるときは速に醫師の診療を受けしむ。取締規則に平假名を付し。娼妓の見易き場所に揭示し置くへし。貸座敷營業者は娼妓本則に背きたるときは所轄警察署に屆出へし。私に矯正の處置を爲すへからす。貸座敷營業者は娼妓の轉寓廢業休業又は他出を要する場合に於ては。正當の理由なくして故障すへからす。貸座敷營業者は娼妓の逃亡又は復歸したるときは。速に所轄警察署に屆出へし。引手茶屋營業者は遊客及娼妓藝妓を宿泊せしむへからす。貸座敷引手茶屋營業者及娼妓は一區域每に組合を設け。規約を定 警視廳の認可を受くへし。組合は正副取締各一名を選擧し。警視廳に屆出認可を受く。取締は貸座敷引手茶屋營業又は娼妓稼業に關する規則の改正變更若くは命令ありたるときは。其事項を組合員に告知し。營業者及娼妓の願屆書には加印をなすへし。本則に規定するの外。取締に於て取扱ふへき事項は別にこれを定む。娼妓稼業は貸座敷內に限る。娼妓稼業を爲さんとする者は左の事項を具し。所轄警察署に願出。免許を受くへし。但十六歲未滿の者は娼妓たることを得す。一。父母。若し父母存せさるときは最近親族の承諾書。但稼業年限及借用金高記載を要す。二。原籍市町村役場の戶籍並父母親族印鑑の證明書。三。從前の經歷。四。寄寓貸座敷主との結約書。五。娼妓となるの事由。六。妓名。揚代金。七。稼業年限。八。檢査醫の與へたる健康證書。娼妓は貸座敷內に寄寓すべし。之を轉せんとする時は雙方貸座敷主連署の上所轄警察署に願出て。免許を受くへし。娼妓屬籍身分妓名氏名揚代金に異動を生し。又は廢業休業及就業したる時は。三日以內に所轄警察署に屆出へし。娼妓は雇人簿を所持する者にあらされは雇入れ使用することを得、。娼妓は警察署より取締上別段の命令ありたるときは之を遵守し。身體檢査を受へし。娼妓は父母祖父母伯叔父母兄弟姉妹の吉凶看病又は父母の墓參の外は貸座敷を離るゝことを得 。外出を爲すときは貸座敷主を經て取締の承認を得。常人の服裝をなし。貸座敷付添人と同伴すへし。この場合に於て他泊を要し。又は娼妓身體檢査

シヤウ

規則に揭くる以外の疾病に罹り。貸座敷區域外に於て治療を要するときは。貸座敷主連署の上。所轄警察署に屆出。認可を受くへし。但疾病の場合には醫師の診斷書を添附すへしとあり。又。娼妓身體檢查規則は。娼妓の身體は其寄寓貸座敷所屬の檢查所に於て。檢查醫員左の疾患の有無を檢查し(黴毒。下疳。痳病。肺結核。其他傳染性疾患)。この疾患ある者は就業することを許さす。檢查を分て定日檢查及ひ臨時檢查とし。臨時檢查は疾患に罹り定期檢查の當日檢查所に出頭し能はさる者は寄寓貸座敷主連署し主治醫の診斷書を添へたる書面を午前十時まてに檢查所に差出し。寓所に於て檢查を受く。娼妓は檢查證を受領し置き。受檢の都度檢查醫員の檢查證印を受くへし。定日及ひ臨時檢查に於て檢查醫員前の疾患ありと認め。檢查證に入院の印を捺したるときは直に寄寓貸座敷所屬病院に入り。治療を受くへし。但寓所受檢者にして本條の場合に當り。疾患の爲め入院し能はさるものは。其輕快を待て入院せしむ。入院の患者受檢の爲め檢查所に出頭するの外外出せんとするときは。寄寓貸座敷主連署し。院長の添書を附し。所轄警察署に願出て許可を受くへし。檢查上疾患なき者は其檢查證に認印を押捺して本人に返附し。疾患に罹りたる者は入院の印と認印とを押捺し。即日寄寓貸座敷附屬病院に入ることを命す。寓所檢查は檢查所に於て檢查を了りたる後其寓所に出張し。病床に就て之を行ふ。退院者の檢查に方り。治愈の者は其檢查證に退院の印と認印とを押捺して本人に返附し。仍ほ治療を要すと認むるときは其檢查證に未治の印と認印とを押捺し。直に歸院せしむる等なり。

【三業會社設立】明治八年四月二十八日。新吉原貸座敷業者中村長兵衛以下三人協議し。貸座敷引手茶屋娼妓三業の弊風を洗滌するの旨意を以て。三業會社と唱る一社を設立せんと欲し。其社則及ひ三業規則を具し。以て之か許可を警視廳及東京府に請願す。其略に曰く。東京府下貸座敷引手茶屋及娼妓の三業を合して一社を組織し。之を三業會社と號し。新吉原を本社と爲し。其他(根津。品川。新宿。板橋。千住)を分社となし。三業規則の施設は會社之を管し。公選を以て社長を置き。會社の事務を主理せしめ。分社役員は每月定日を以て會社に參同し。社業の利病を討議す。三業は六定地外に營むとを禁し。且該營業者は必す社中に加入せしめ。會社之に鑑札を附與し。新に娼妓營業の入社を乞ふ者は。府下は其區扱所他管下は其本籍に照會し。本人の眞意に出るや否やを檢查し。然る後之を入社せしめ(十五歲以下は入社を禁す)。役員竝に營業者の名簿を製し。之を警視廳及ひ東京府に呈出し。人員增減の每次に之を上報す。女工場を置き娼妓に授るに藝術及ひ學事を以てし。病舍を設け娼妓の黴毒を檢查治療す。日々三業の客籍を點檢し。定規の步金を徵收す。其步金は社費及女工場費病舍費等に充つ。娼妓止業に轉就せんとするときは。保證人ある者に限り。薄利を以て步金を貸與す。金錢の出納は每月明細表を制し。翌月十日限り警視廳及ひ東京府に呈出す。若し其出納に粗漏あれは役員其責に任す。隱賣女竝に寓主等公裁を經たる後は本社之を各地の貸座敷及ひ女工場に配す。遊客中匪徒若くは擧動不審の者あるときは。速に之を巡查屯所に密告し。貸座敷にて博奕類似の遊戲を行ふを禁し。社則及ひ社中規約に違背すること再三に及ひ尙悛めさる者は鑑札を沒收して之を除名し。社中に加入せすして三業を營む者は速に之を警視廳に申告す。社則の修正を要するときは。協議の後當該官廳に伺候して之を行ふ。」貸座敷引手茶屋竝に娼妓規則の略に曰く。貸座敷及ひ引手茶屋は各店頭に其看板を揭出し。且適宜組合を設け。月番を以て組內の事務を措辦し。貸座敷及ひ娼妓は商金百分の五を會社に納致せしむ。貸座敷引手茶屋娼妓商金高は日々客籍を以て會社の調查を受く。貸座敷は無鑑札の婦女に居房を貸與して稼業せしめ。或は妄りに娼妓に衣物を貸與して他日其轉業の妨害を爲すを禁す。引手茶屋は藝妓を止宿せしむるを許さす。娼妓は遊廓區域內に在ては自由に居住するを得と雖も。區域外に居住し。又は自宅に遊客を誘ひ。若くは貸座敷外に止宿するを得す。又黴毒を隱蔽して交接す可らす。遊客の擧動不審なるを認めは之を貸座敷主に密告す。」是に於て警視廳東京府と協示して之を允許し。且東京府令(第二十號)。這般新吉原根津。品川。板橋。千住に三業會社を設立し。該地貸座敷引手茶屋娼妓の三業者を提理せんとするの請願を許可せしを以て。從來の貸座敷娼妓規則及ひ賦金(是皆六年十二月十日東京府の定る所にして前記三業會社提出の規則に大差なきを以て茲に之を略す。但賦金は貸座敷は每月五圓。娼妓は鑑札料として每月二圓を徵するの舊規たり。)を廢す。而して三業者は其開業の新舊を別たす。都て三業會社に加盟せすして營業することを許さす」と。然るに新吉原舊廓內引手茶屋數十名之に遵服するとを好ますして。屢々東京府に請ふに。該會社の成立は。一般營業者の嘗て與り知らさる所にして。全く中村長兵衛等兩三名の私事に成り。固より三業公同の會社に非れは。之に加盟すると否さるとは營業者各自の自由にして。官廳と雖も強て之に加盟せしむるの權利なきを信するが故に。速に之を閉廢せしめんとを以てす。然るに東京府固く執て動かす。曰く營業者協議の方法如何は敢て問ふ所に非す。但請願

シヤウ

の旨趣太た適當にして。其事能く官廳の自ら施行せんとする所に投合するを以て乃ち之を聽許せし者なれは。民設の會社に似たりと雖も。其實官民混同に成るもの也。故に三業者は此命令に服從せさる可らす。決して一部營業者の私斷に成るものと爲して加盟を拒むとを得すと爲し。終に其請願を納れす。是に於て引手茶屋等府知事の處置を以て。威權を弄し。濫に民業に干涉する者と爲し。之を東京上等裁判所に訟ふ。裁判所受理し。乃ち判決に曰く。三業會社の設立は中村長兵衞以下三人の請願に出て。東京府之を許可せし者なれは。人民の私設たる論を竢たす。被告に在ては社則中取締に關する條項あるを以て。官民混淆の會社なりと辨疏するも。其理由なき者とす。既に民設の會社なれは。官府と雖も。公許する營業者に對して加盟を強ひ。其加盟せさる者は營業するを許さすと拘束するとを得さるものとす。況や該會社は三業者一致の請願に出てすして。名實相適はされは。固より會社は成立せさるものなりと。而して知府事は此裁判を以て。司法權の行政權を干犯する者と爲し。此判決に服從するを能はさるを覆申す。然れとも事體遂に此意思を貫徹するを能はす。會社を解散し規則を廢し。遂に原告の勝訴に歸す。因て府知事警視廳に協議し。其七月十七日東京府達第三十二號を以て。更に三業取締會所なる者を官設し。規則を定め。三業者を一齊に網羅檢束す。其規則方法等都て舊三業會社の規定に倣ひ。會所頭取も亦舊會社役員を以て之に充て。事全く落着するに至る。初め引手茶屋營業者等上等裁判所に訴訟を提起するや。大警視所長四等判事西成度に書を贈て曰く。三業會社の事は行政廳の權內に屬す。貴所幸に斯の如きの濫訴を受理するなからんことを望む。西氏之に答て曰く。裁判は弊所の管掌する所。敢て貴廳の容喙を要せす。大警視之に復するに。裁判所其職域を超越して行政權を侵害するを以てし。且更に內務卿に稟候して曰く。比來淫風大に長し。私娼を街賣する者愈々多く。慘毒延蔓し。以て人生を害し。其勢底止する所を知らす。本廳常に之を患ふ。會々三業會社設立の請願を爲す者あり。其旨頗る本廳の志望に副ふを以て。東京府と共に之を聽許す。夫れ賣淫の業たる。善く人の心情を窺ひ良民を誘ひ。而して之を賊するもの。卑醜汚辱言ふに忍ひすと雖も。姑く之を禁絶せさる所以の者は勢已むを得さるによる。而して政府之か法憲律例を設けて問ふ可きものに非るなり。是故に地方官適宜提理の規則を作り。束縛限制以て公害を杜塞す。又何そ法司の之を侵すを得んや。今貸座敷營業者中。地方官の命令に隨ふを以て意に慊しとせさる者あり。遂に訴を法廷に齎らす。其徒以爲く。三業は自由營業にして。他の營業と共に一般平等の權利を具有すと。其れ誤りなきを得んや。且夫れ法司法を衒ふて行政の權域を蠶食し。其勢力を濫制するに至ては。行政事業遂に其施行を如何ん。兩權其則を失し。交亂錯綜政機淪壞又糾す可らす。而して不靖無教の徒。私を挿て陽に自主自由を唱へ。嗟呼叫喚至らさるとなく。良民は首を疾ましめ。額を蹙めて以て踏氷坐炭の思をなす。是れ實に國家禍亂の機。敗亡目前に在り。經世家たる者深く警めさる可らさるなり。伏して願くは狡徒の濫訴を棄却し。以て司法判官をして行政上の訟事に干與せしめさらんことをと。而して六月三十日。上等裁判所遂に之を判決し原告の勝訴に歸するや。大警視再ひ內務卿に上書して曰く。這回三業會社に於ける訴訟の如き。司法官の之を受理すへきものに非さるを以て。府知事たる者之か裁制を受くるに足らす。且本廳と雖も理由なきに警察の執行を停止するを得す。乃ち兩廳は毅然として府令を確執し。苟も之に背戻する者あらは。斷々乎處罰して以て顧慮せす。夫の法官法を持して擅に跳梁す。政令二途に出て。民其倚る所を知らす。利巧姦治法を動かすの徒隨て之に準し。踵を接して而して起る。亦何に由り威信を繫かんや。事小なるに似たりと雖も。而かも其實國家施政上の大權に關す。長大息すへきなり。本廳吏員六千人。綱紀偉大ならすと云ふ可からす。而して力以て亂俗破倫の一賤業を制するに足らす。權以て法司の羈束を凌くに足らす。又何の面目ありて朝野に對せんや。痛憂慷慨眞に措くこと能はす。伏して願くは閣下幸に急機を洞察し事局を達觀し。噬臍の患を後日に遺さゝらんことを。」言遂に行はれすと雖も。亦以て當時の情勢を見るへきなり。」以上警視廳史稿に據て其の以後の沿革を追記したるものなり。而して各府縣に於ても。皆警視廳の令達を參照し。各々其の管內の三業者を取締ることにて。未だ一國の政府より公けに娼妓の存在を認むるの令を出さゝりしが。明治三十三年十月內務省令第四十四號を以て。全國一般の遵奉すべき娼妓取締規則を發布し。從て娼妓は國家の認許せる一業なることゝなれり。明治三十三年五月內務省訓令第十七號にて。十八歲未滿の者には娼妓たることを許可すべからずとあり。

【自由廢業】民法第九十條の結果として娼妓自由廢業の說起り。名古屋市の一娼妓之を決行せんとし。基督教徒及び外國宣教師之を助け。遂に同地方裁判所判決の結果。債務の爲に債務者の全身を制御すべきにあらず。其契約は無効に歸し自由廢業はこゝに明かにされしが。只々廢業屆に樓主の連署連印を拒むより。警察署はこの條件の下に廢業を認めざるに至りしを。東京には二六新報。毎日新聞。救世軍の一

派しきりにその非を鳴し。且つ運動を助けしかば。一時諸廓内はこれがため騒擾を惹起したるも。内務省が娼妓取締規則發布の結果。靜穩に歸するに及べり。

シヤウギタイ　彰義隊。明治元年江戸東叡山に籠り。德川氏の爲に官軍に抗せし賊軍の一隊なり。彰義隊のみ最も有名なるを以て。同時の戰爭を俗に彰義隊の戰爭と云ふ。ウヘノを見よ。

シヤウゲム　將軍とは。總軍を總括するの任にて。古語にイクサノキミ。或はイクサノカミともいへる是なり。尊稱して幕下また麾下と云ふ。其の居る所を柳營又幕府と云ふ。大樹とは將軍の異名なり(クバウ參看)。神代に在ては經津主神將軍たり。武甕槌神副將軍たり。又神武天皇の御代。道臣命將軍たり。然れとも未た將軍の稱號ありしに非す。崇神天皇紀に。四道將軍の稱あれとも。古事記に其稱なし。これ撰者の文飾のみ。古事記仲哀天皇の條。將軍の稱見ゆれとも。是亦疑ふべし。諸制度稍漢士に倣へるより後の稱呼なること知るべし。大寶以後單に將軍と稱せす。冠するに職掌を以てす。征東。征西。征蝦夷。征隼人の如き是也。これ皆常置の官にあらす。事あれは置き。事平らけばこれを罷む。但天平寶字元年。紫微内相を置き内外の軍事を司らしめし事あり。軍務大臣の類なるべし。上代より武家の世に至る迄を略叙すべし。【征夷大將軍】は。蝦夷の爲に置るゝ所也。抑奥羽は京を距る事遠く。動もすれは土人反亂す。聖武天皇元年。始て鎭守將軍を拜し。其地を鎭す。征夷の號は多治比縣守より始る。桓武天皇十年。大伴弟麿。征夷大使となる。坂上田村麿。文屋綿麿。之に繼き。或は將軍また大將軍と稱せり。弘仁年間綿麿蝦夷を掃蕩し。後征夷使は廢せられ。鎭守府故のことし。元暦元年。源義仲自ら請てこれに任せしか。幾ならすして敗死し。遂に賴朝の時に及へり。【鎭守將軍】は。職原鈔に古來尤爲ニ重寄一。非ニ武略之器ニ不レ當ニ其任一。中古以來爲ニ陸奥守一者。多兼ニ鎭府一。不レ可ニ必然一事歟。又邊要之中以ニ陸奥一爲レ最。仍此國皆置ニ五千人兵一也。是皆可レ屬ニ鎭府一乎。建武三年勅。三位已上爲ニ當府將軍一者。可レ加ニ大字一者云々。是依ニ國司請奏一。被レ下ニ宣旨一也。將軍相當五位也。三位已上。位高職下。依レ之申ニ加大字一而已と云り。鎭府には副將軍二人。軍監。軍曹。傔仗等の職員あり。【持節大將軍】軍防令云。凡大將出征授ニ節刀一。節は符節にて王命を持する契なり。後世節刀といふも同し。日本建命東征の時。賜ふに比々羅木之八尋矛を以てす。これ後世持節の起る所也。節刀は續紀和銅二年。陸奥越後蝦夷叛。以ニ巨勢朝臣麿一。爲ニ陸奥鎭東將軍一云々。授ニ節刀軍令一と。節刀の字始て史に見えたり。持節將軍の稱は。養老。神龜の頃より見えたり。右節刀は將軍陛辭して之を受け。凱旋の後これを還すといふ。【鎭西將軍】むかし太宰府を筑紫に置き。九國。二島を統治せしむ。天平年中太宰府を鎭西府に改め將軍を置く。幾ならす又舊に復し。將軍を廢せり。【征隼人大將軍】大隅。薩摩の僻隅は。蝦夷の如く。上古動もすれは王化に服せす。依て軍を遣てこれを鎭伏せしむ。其將を征隼人將軍といふ。養老以後は此職を廢せり。【征西大將軍】天慶四年。藤原純友叛す。藤原忠文をして征西將軍となす。南北の亂。懷良親王。良成親王共に征西將軍たり。【鎭東將軍】は。陸奥。蝦夷を征するの將なり。征夷使を設くるに及て此號を廢す。【征東大將軍】の號。寶龜十一年。藤原繼繩に始る。後天應元年藤原小黒麿。延暦二年大伴家持。七年紀古佐美等。皆此職に任せらる。承平中。藤原忠文此職に拜す。降て正平年中。宗良親王此職に任す。【征蝦夷將軍】。【征狄將軍】共に蝦夷を鎭撫するの任なり。また【鎭狄將軍】ともいへり。後秋田城介之を兼ぬ。此外上將軍。前將軍。中將軍。後將軍。左右將軍等の號あり。何れも一時の稱號なるべし。而して將軍が幕府を開き。一國の行政をも管せしは。源賴朝より始りて。德川慶喜に至る。征夷大將軍の拜任は。父死すれは子承け。兄殁すれは弟に及ひ。以て其職を世襲せり。是鎌倉建府以還の慣例也。以て當時の世態を想觀するに足るへし。慶應三年。德川慶喜の征夷大將軍を免せしより。後復此職を置かす。明治元年。嘉彰親王を以て征討大將軍と爲せしも。亦臨時の拜任にして。久しからすして改て海陸軍務總督に任ず。爾後復將軍の目なし。但海陸の大中少將を指して。文章に之を將軍と書くのみ。【將軍職としての德川氏】德川家康以來。子孫十有餘代。江戸に在城し。世々征夷大將軍に任じ。武家の棟梁として。兵馬の權を握り。國家の大政を掌とり以て家職とす。其の間幼稚にして家を繼ぎたるものありしも。此官職を拜して此大權を附與せられたり。凡そ將軍の職を奉じたりしものは。位階從一位に叙し。官大臣に任じ。近衞大將。馬寮御監を兼ね。源氏の長者に補せられ。淳和奬學兩院の別當を兼ねられたり。二代將軍秀忠。十二代將軍家齊は。在世太政大臣に任ぜしも。其餘は左大臣及内大臣を限りとし。正一位太政大臣は贈官位なりき。又世子は大約正二位權大納言兼右近衞大將に任するを通例とす。世嗣にして内大臣に任せられたりしは。特り十三代將軍家慶のみなりし。【將軍宣下】將軍宣下は德川氏に於ては。重大の禮典として。代替りの時。天朝より勅使ありて。將軍宣下を行はるゝ者にして。其規式殊に嚴重なりき。今茲に掲くる處は。享保元申年八月。八代將軍吉宗拜任の例也。蓋し其前後の規式に於ける。本例と大差あるをなし。「勅使下向」將軍宣下は。勅使。上

皇使等關東に下向ありて。宣命を傳ふるを以て古例とす。其轉任兼任等の時も亦之に同じ。「賜物」將軍宣下。轉任兼任等の時は。天皇陛下を始め。上皇。女院御所等より賜物あり。又宮門跡方及攝家等よりも。賀儀の爲め。使者を立て贈物をなしたりき。「獻上物」將軍宣下等の時は。三家及國持大名以下諸大名。三千石以上旗本の面々各太刀目錄を獻じ。代替りの賀儀の時は。三家。國持大名は眞の太刀を獻ぜり。「將軍宣下大禮之次第」當日三家竝萬石以上以下。布衣以上の面々。法印。法眼の醫師等登城。五位以上束帶。法印。法眼は直綴。布衣は其服。拜謁以上以下無官の面々素袍又は熨斗目廊上下を着し。殿上之間。警衞の中奥番士六位の束帶。進物番(給仕役)大紋。同朋は大紋白袴。無官の醫師等は十德を着したり。宣下後更に大禮を行ふ。萬石以上以下。拜謁以上の面々三日に分ちて出仕す。就中元日登城の向は初日。二日登城の向は二日目。三日登城の向は三日目とす。總て正月年始賀儀の通。二日目迄は裝束。三日目出仕の向は。熨斗目長上下を着したり。當日出仕の大小名に在ては。皆鎗挾箱を始め鞍覆。沓籠。合羽籠に至る迄。或は新調し。或は修繕を爲して供立を美にし。平日よりも其人數を增し。四品以上は供方裝束を着し。四品以上にて打上駕を用る駕は轅に駕す。轅脇。駕脇等の侍素袍又は布衣を着し。徒士等は廊上下。長刀持は小素袍。傘持沓持等は退紅又は白丁を着し。轅舁は或は十德或は白丁又は絹德を着す。其他挾箱持。口附等の小者は皆白丁を着し。跡騎馬の士も亦裝束を着したり。當日に限り家々の格式古例に依りて種々の供連あり。數匹の馬を牽かしむる者は。其内の一匹又は數匹をして徒の先に牽かしむ。之を鼻馬と稱す。鞍覆其他皆善美を盡せり。四品以下の面々及び萬石未滿の向は。四品以上たりとも供方裝束を着せず。徒士以上廊上下。舁丁其他の小者等は。常の式日に於ける如し(四位にして侍從に任ぜずして。諸大夫たりし者を四位と云ふ)。「天使の旅館」勅使。上皇使及び附屬の官人等は傳奏屋敷(今永田町二丁目一番地其跡なり)を以て旅館と爲し。柳之間三萬石以上。拾萬石未滿の大名に命じ。高家を差添て饗應の事を掌らしむ。又着館の時は高家同道にて老中を遣はして慰問せらるゝを例とす。「公家衆登城」公卿登城の時は門々儀を設け。諸人の往來を止め。下座觸れあり。番士下座臺を放れ大地に平伏す。攝家は玄關迄乘輿。其他は勅使たりとも大約三の門に於て下乘するを古例とす。勅使登城の時は。徒目附大手門外堀端迄に出張し。諸家供方の者を夫々退去せしむ。天使玄關に至る時。高家竝饗應役大名玄關に出て之を接待し。誘導して殿上の間に至る。其歸館のときは饗應役尋で退出し。續て旅館に至り慰問

す。「叙任」吉宗公は紀州家より入て宗家を相續せられたるを以て。未だ位官共に微弱たり。故に將軍宣下の前正二位大納言の宣下ありき。其式。當日公黑書院に至る。老中先導して上段に着座す。近臣太刀と劍とを執て後に從ふ。土御門兵部少輔出て衣紋の式あり。壬生官務出て身固の式を行ふ。老中進て宣旨を公の前に置く。公取て之を披き。拜受して。若年寄大久保長門守に渡す。長州受て之を納む。是より白書院に至り上段に着座す。老中先立也。時に三家の面々官位の順に依て出座す。老中其名を呼ぶ。直に右の方に着座す。次に加州侯出座。次に溜詰出座あり。何れも老中其名を呼ぶ。畢て公奥に入り各退出す。「將軍宣下之式」公大廣間に出で。老中先導し。上段に着座す。近臣太刀と劍とを執て後に從ふ。溜詰の諸大名續て至り。西の椽側に列座す。時勅使德大寺右大將。庭田前大納言出て上段に進み。將軍宣下の宣旨進せらるゝ旨を述べ。下て中段の左に座す。尋て上皇使。女院使各一人宛入て。中段の右に着座す。告使山科出雲守南庭に來り。公の方に面して御前御昇進と二聲呼て退く。是に於て副使青木縫殿助宣旨を入れたる覽箱を車寄の緣際に持參す。壬生官務受て南の緣側に至る時。高家中條對馬守迎へて之を取り。公に奉り。退て下段に居り。官務は其儘緣側に坐す。公宣旨を取て披見し。拜して後若年寄大久保長門守に渡す。長州之を納む。宣旨六通。是に於て公征夷大將軍に任じ。右近衞大將。右馬寮御監を兼ね。淳和奨學兩院別當。源氏長者に補せらる。此時中條對馬守立て上段に進み。覽箱を取て奏者番松平對馬守に渡す。對州砂金壹包を内に入て西の緣側に至る。壬生官務迎へ取て退去す。後再び副使結城右衞門尉宣旨を入たる覽箱を車寄緣際に持參す。押小路權大外記受て緣側に至る。高家大友因幡守迎へ取て將軍に捧ぐ。權大外記は其儘緣側に坐す。因幡守は退て下段に居る。將軍宣旨を取て之を披見し。拜して若年寄大久保長門守に渡す。長州之を納む。是に於て內大臣に任じ。右近衞大將故の如く。隨身兵仗を賜ひ。牛車を聽さる。以上五通。時に因幡守立て上段に進み。覽箱を取て西の緣側に至り。奏者番松平對馬守に渡す。對州取て內に砂金壹包を入れ。南の緣側に持參す。權大外記來り受けて退去す。次で勅使。上皇使。女院使等各退去す。「賜物及使者賀儀之次第」德大寺右大將。庭田前大納言の二人天朝より賜ふ所の太刀目錄(黃金二枚)を携へて上段に進み。將軍の前に置く。將軍拜受す。高家取て床の間に納む。兩使退く。續て東園前中納言上皇賜ふ所の太刀目錄(黃金二枚)を携へて上段に進む。其儀前に同じ。次に園宰相女院より賜はる太刀目錄(黃金二枚)を持て進む。儀亦前に同じ。右畢て宮門跡。攝家方等の使者各一人づ

つ進物を捧げ下段に出禮す。高家各其名を呼ぶ。又勾當內侍よりの進物あり。高家之を呼ぶ。「公卿之賀儀」德大寺右大將中段に出座。自身の賀儀を述べ。太刀馬代。紗綾五卷を進す。高家之を呼ぶ。左の方に着座す。進物は奏者番之を納む。次に庭田前大納言。東園前中納言。園宰相各物を進め賀儀を述ぶ。儀上に同じ。老中出て挨拶す。次に高倉前中納言太刀馬代紗綾五卷を進め。下段に於て自身の賀儀を述ぶ。高家之を呼ぶ。直に退く。奏者番進物を納む。次に土御門兵部少輔太刀馬代を捧げ下段に出禮す。儀上に同じ。次に壬生官務太刀馬代を携へて板緣に於て賀儀を述ぶ。奏者番之を呼ぶ。太刀目錄は兩番頭之を納む。次に押小路櫟大外記。又板緣に出禮す。其儀上に同じ。右畢て二條內大臣出座。將軍の右の方に着座す。太刀金馬代。晒三十匹を進す。高家叫て之を納む。時に老中中段に出で挨拶あり。次に一條前大納言出座。將軍の左に着座す。進物其他上に同じ。右畢て二條。一條の兩公を始め。公卿一同殿上の間に退く。老中出て挨拶を爲す。公卿歸館す。老中板緣まで之を送る。歸館の後直に高家を遣りて慰問す。此時物を贈ることありと云ふ。「諸大名以下賀儀」將軍大廣間上段に着座あり。四品以上表大名一同下段に伺候す。謁を賜ふ時老中其賀儀を述べらるゝことを言上す。是に於て順次退去す。後將軍下段の敷居際に立つ。是より先大廣間二三間以下に萬石以上以下五位の面々。布衣以上役人。法印。法眼等群居し。板緣口は吉田二位の使者を始め。二條家。一條家の醫師及家來。宮門跡。攝家方の使者。告使。副使。兩傳奏の家來。樂人。冠師。帽師。扇師等。板緣に群居し。進物を置て平伏す。老中襖を拔き。二之間に着座し。武家一同より賀儀を述ぶることを言上す。時に奏者番板緣にありて。諸家使者。家來等の爲に之を叫ぶ。老中襖を閉づ。「三家加州溜詰賀儀」將軍重て白書院に至る。老中先立にて上段に着座す。三家官位の順を以て出座。次之間に於て拜す。老中其名を呼ぶ。尋て賀儀を述ぶる旨を言上す。次に加州侯出る儀上に同じ。次に溜詰一同出る。老中單に賀儀を述ぶる旨を言上す。「公卿饗應」將軍宣下の後。參向の公卿を請して能樂を興行し。賀宴を開きて之を饗應す。又其歸京に付告別として登城のとき。公卿以下諸官及び宮門跡方其他諸家の使者に物を賜ふ各差あり。皆古例に依る。「京都使」將軍宣下濟。勅使等歸京の後。將軍家よりして叙任の謝儀として京都へ名代を立てらる。名代は井伊(彥根)。雲州等の如き。譜代又は連枝の內二十萬石前後の大名に命じ。高家の內四位以上の人を差添へらる。此時將軍より。主上を始め仙洞御所。女院御所等に進獻物あり。其他公卿等へも贈物等ありと云。「町入能」將軍宣下代替等の大禮濟の後。能樂を行ひ參向の公卿をはじめ。諸大名。諸役人。竝江戶八百八町(八百八町は東照宮關八州を領し給ひたる時。江戶に置れたる町々にして。參河町。駿河町を以て其第一とす。其他數千町ありと雖ども。爾後新開のものたれば此內に加へず。)の町人(家主今の差配人なり一町二人づゝ)共へ。能樂の見物を許さる。是を町入能と云ふ。常に大廣間の南庭に能樂堂を設く。是を能舞臺と稱す。此に於て能樂を行ふ。將軍大廣間下段に出座。公卿。三家。諸大名。布衣以上。諸役人等二之間以下に竝居。小十人緣下に相詰め。徒四人舞臺の前に詰め居る。若年寄二人は板緣の左右に在て相面し。町奉行は板緣に在て南に面す。公卿衆の外。拜謁以上の面々。皆熨斗目長袴を着し。徒四人は熨斗目半上下を着す。町人一同は麻上下を着し。堂下の矢來內に於て拜觀す。見物の町人に饅頭を賜ひ。且某の大禮施行濟に依り能樂拜觀を許さるゝ旨町奉行申渡す。當日八百八町を二分し。午前午後となし。各町名主配下の町人召連。兩大手門口に至る。是より各隨意城內に入る。大手門內には豫て用度掛の役人(御賄方と云ふ。)出張ありて。晴雨に拘はらず傘一本づゝを與ふ。是に於て各其傘を携へ。二之門。中之門を經て。玄關前屏重門より大廣間の南庭矢來內に入て能樂を拜觀す。(以上德川盛世錄に據る)。

【將軍の居所】千代田城大奥に錄すところに依りて左に抄出す。【御座の間】は將軍家が謁見を申付け又役儀を仰せ出せる廣間の名なり。初め五代將軍以前は。常に此御座の間に住み玉ひ。所謂御休息の間も。御小座敷もなかりし頃なれば。老中も一間隔てたる座敷に詰め合ひ。此をば御用部屋となしたりしが。其頃稻田石見守が堀田筑前守を御用部屋より呼出し。刃傷に及び。君邊以ての外騷動しければ。其時より老中の用部屋をば遙かに遠ざけゝり。斯く御座の間と老中と遠くなりて。萬端不便を感じければ。乃ち御側御用取次と云へる役人を置きたるなり。其後ち將軍この御座の間へ役人などの立入るを氣詰りに思召し。此席をば御三家又は諸役人に謁見を仰せ付くる間となし。其より奧へ。御休息の間と唱ふる座敷を設け。此まで御側御用取次など召て。御逢に成る事とはなりぬ。されど此の間のみにては眞の御寛ぎにならじとや思召けん。追々御小座敷。楓の間。鷹の間(お茶屋とも云)。雙雀亭など云ふ座敷も出來たるなり。さて御座の間と云は。御上段。御納戶構。御下段二の間。三の間。大溜。此六間を以て成り。四方折廻し入側付なり。上段。下段。二の間各十八疊。三の間二十二疊。以上皆高麗べりの疊。大溜は三十疊もあるべし。殘らず檜の眞去材にて。柱は八寸もあらん。上段。下段の張付は極彩色聖賢の像。小壁は

山中の景色。西の方の小壁は四季の山。雪。山水かと覺ゆ。又三の間は道中の繪なり。さて此の御座の間にて面會仰せ付くる役向は。老中。若年寄。御側御用人などにて。特に御三家。御三卿其外遠國奉行など出立の節。此處にて面會せらるゝ御用談あるときは人拂ひなり。但し役人に面會又は儀式めかざる時は。將軍袴ばかりにて下段に着座し。御側衆案内して何の某と披露し。直ぐ起て三の間の隅へ退く。謁見の役人は下段入側の柱の處へ平伏するなり。扨て役人などに役儀申付る時は。矢張り此御座の間にて申渡さるゝやといふに。上にも云へる如く。御座の間は奥の對面所と云ふべき處にて。表出御（表出御とは御白書院。御黒書院。大廣間などへ出るを云）の外は。何事も大抵御座の間にて執り行ふとなり。尤も布衣以上の役人ならでは。將軍直に任命すること更になし（布衣以上とは今日の勅任なり）。其時は將軍肩衣を着て。上段に着座。月番の老中は。下段と二の間入側との界にある柱の本に兩手をつきて着座。御用召の者は下段の入側。月番老中の左手の方の柱の元。緣の敷居とすれ〳〵に坐して平伏す。老中先づ「某」と披露すれば。將軍次で「それへ」と聲を掛らる。此時少し體を動すのみ。敢て進まず平伏すること前の如し。將軍重ねて「何の誰あと何々（例へば目附又は町奉行云々）申付る」と命ずれば。此とき老中少し首を擡げ「けつかう仰付られ難有ぞんし奉る」と。お取合を云。將軍又「言ひ談じて念を入れつとめい」と言ふ。老中「畏り奉つりました」とおん受す。之れにて拜命の役人は辷り出るなり。總て直に受をすることなし。いづれも老中の取合せなり。布衣以下は老中列座にて月番の老中申渡す。其式方は此に略す。【休息の間】御座の間の入側より續きて萩の廊下と云あり。疊三十枚許と覺ゆ。廊下をつき當れば。御休息の間の入側なり。此御座敷は何れも南向きにて上段十八疊。二間の床の間あり。傍らに一間の袋戸。其下に違棚。此床及び床脇小壁まで一式。東海道五十三次を極彩色にて畫き。富士の山をば床の正面に現はしたる意匠もよろし。疊は高麗緣備後表（中ばりと云）なり。此御座敷には襖。唐紙ともになし。障子を備へたれど之れも夏向はなし。床緣は黑塗なり。下段も十八疊。折廻し三方に入側あり。木材は七寸角なり。横向。障子の拵へ普通に替りたる事なし。入側（萩の廊下より突當りの右の方に（　）形の窓あり。横九尺縱五尺もあるべし。扨て鏡の間の次に二間ある座敷をお次と唱ふ。之れより入れば彼の窓の下に出づべし。役人の召れて出仕する者は。先づ此の窓の下に座して其より御前へ出るゆゑに。此處をば大窓下と唱ふるなり。」入側の疊は大抵黑緣備後表。障子の骨は白檜木。何れも京間なり。此邊の天井悉く張天井にて。上段は金銀霰梨子地（ムラナシヂ）なり。御休息の間の前庭は築山の山水あり。木立物古りたる景色なり。御茶屋もあり。上段の中央に。緞子の鏡蒲團（鏡は淺黃縮緬または薄色縮緬）を置き。左は刀掛（刀掛は一定の物にあらず。唐木蒔繪もあり。金高蒔繪もあり。前に手爐と煙草盆。鼻紙臺。是れはいつも常備の如きものなり。鼻紙臺には杉原の紙四折にして。上に文鎭を置く。床の間に掛物及び置物あり。違棚には料紙。硯箱等あり。此等の品々は十日每に取替て別なる物を飾付る故。定りたる品にあらず。されど硯箱は大抵蒔繪の物。床飾りは銀製の鶴。水晶の玉。珊瑚珠の枝などさま〴〵なりと知るべし。將軍の住はれしは上段のみにあらず。下段に座蒲團敷せて居らるゝ事もあり。或は入側に居らるゝ事もあり。御小姓御供にて庭へ出ることもあり。存外に簡略なるものなりし。斯く御座敷は多くあれども。【御寢所】とて定りしものなし。矢張り御休息の上段へ南向に。上疊と唱へ。疊の上へ更に三寸程厚みあるパンヤ入の工合よき疊一枚敷き。其上へ御召茶羽二重の蒲團二枚重て敷く。昔は御召八丈に限りし由なれど。後には茶羽二重の蒲團を見たり。夜着は緞子（花色）。縮緬（同色）。八丈縞など用ゆ。是等は悉く眞綿を入れたるものと知るべし。春。夏。秋。冬綿の量目一定せず。枕は緞子に綿を入たる俗に云括り枕にて。其上へ紙を一枚あてたるをば用ゆ。其枕も一個には非ず。御服臺の上へ五ッ六ッ同じ枕を備へ置。夜中便所へ參られし折々に。別の枕を奉する定なれば。斯く多く備ふる也。御休息の間へは。日々御用御取次が出て御用を伺ふ也。又御老中を召さるゝ事もあり。御老中より御面會を願ふ事もあり。夜中にても御逢になることあり。其委敷事は御日課の處にて述ぶべし。【御小座敷】は。御休息の間の背後に續きて。八疊の間二ッ。黑緣の備後表。一間の床。一間の段棚あり。左右に入側を付く。床。棚の模樣御休息と替りなし。御張付は紺色に金の二葉葵の散しなり。此の間は朝の御食事。結髮。醫師の診察などに用ゆ。されど常にお小姓を相手に此間にて雜談などある事もあり。此間は是れとて極りたる事する座敷にあらず。又此座敷いつの頃出來たるにや。享保の頃の繪圖には見えず。天保十五年辰五月十日本丸炎上す。翌年本丸御普請成就したる繪圖面に。小座敷見えたれば。此ときよりにや。【楓の間竝御用の間】御小座敷より渡り廊下の續きに。楓の間と云る。八疊二間の座敷あり。黑緣の備後表。一間の床。一間の棚床あり。此座敷は入側もなく。直に緣側に出づ。屋根は檜皮葺。天井も檜木にて張り。張付は二葉葵の散しなり。次の間に張出しの小窓ありて。此へ盆栽の植木など陳列す。此二間を御作事方にて【菊の御臺】と唱へ。奥

にては楓の間と云。此の續きに御茶室あり。雙雀亭と名く。是は山里の御庭より移せしものにて。四疊半一間。水屋附なり。さて此に緊要なるお座敷こそあれ。楓の間の後に。四疊半計りの小座敷にて。三方入側つきなり。之を【御用の間】と云。御作事方にては何とも唱へなし。其の故にや繪圖面にも座敷の名は記さず。抑ゝ此一間は將軍自ら政務を扱ふ處にて。一箇の簞笥を常備し。其内には將軍自筆の書類。評定所目安箱より出したる老中の失政を論議せし書面などあり。また諸大名。寺院などへ下さるべき御判物ども總て此一室に在り。將軍は折ふし御小姓頭取と共に此室に入て。彼の大高檀紙へ花押をかき。また朱印を捺させなどす。されば此處へは小姓も立入る事なく。況して老中。若年寄抔一切立入る能はず。扨將軍家より出す。【御墨付】と稱するものゝ文面は。奥御祐筆にて認め。御小姓頭取へ差出し。此室の簞笥に收め。將軍自ら花押を据ゑるなり。八代將軍の頃までは。將軍自ら筆を執て花押をかゝれたれど。九代以後は木にて花押を拵へ置き。將軍自ら墨を塗りて捺したるを御小姓頭取其上を濃き墨にて塗り。將軍の手づから書き付けたる樣に見するなり。御判物多きときは腹心の御小姓などを召れて此室へ入る事もあり。併し此室内の事は。幕府時代にて最も深秘の事なれは。近習の人と雖も知る者は最も稀なり。楓の間の北にあたりて鷹の間と云ふあり。八疊敷二間にて床の間床棚等總て楓の間に同し。張付は紺と金とにて笹の葉を散し。天井。襖とも亦楓の間に異るとなし。此の次に【溜の間】あり。十五疊敷許なり。【鷹の間】は御小座敷と相對して其間に六十坪程の庭あり。空一面に金網を張り。泉水を湛へ。此に水禽を許多放ち置く。以上【楓の間】【鷹の間】【雙雀亭】など。將軍心のまゝに住はせらるゝ處にて。御小姓の外立入ること叶はず。政務に關する事などは一切此室にては先づせられざるなり。鷹の間よりも。御休息よりも廊下つゝきにて浴室あり。【御湯殿】と稱す。八疊の間に床の間あり。床に刀掛あり。四面青土佐の張付疊。障子等普通のものを用ゆ。之を「御上り場」と唱ふ。此室に續て四坪の板の間あり。中央に楕圓形にて。差渡し五尺位の風呂を据ゑ。前に臺を備ふ。此板敷の左右緣側に中窓あり。次にまた四坪ほどの板敷ありて。其邊に五六坪の庭あり。便所は御座の間と。御休息の間なる萩の廊下に續きてあり。御庭の方は高塀にて見えず。大便所。小便所各ゝ京間一坪程にて。間を二枚立の障子にて隔て。入口は杉戸なり。板敷は少し低く張り。庇箱はため塗りにて。下に引出しを付けあり。將軍一度用を便ずれば直ちに此引出しをぬきて掃除し。紙を敷き置くなり。萩の廊下より入口に湯桶。盥など備へあり。便所の内にも冬期は徑一尺位の火鉢。上を金網にて蓋ひたるを二個置きて室を溫め。夏期には御小姓の團扇にて凉を扇ぐ事もあり。また蚊遣を焚くともあるなり。行燈は金物にて四足。矢張り金網を掛け。夜中便所に成せらるゝ時。御小姓之を點す。右の外將軍の御召物。御道具。遊戲に供する器物など納むる部屋三所あり。【上御納戸】と云ふ。御膳を仕立る處を【御次】と云ひ。また【圍爐裏の間】とも唱ふ。其の隣室を【梅の間】と云ふ。此にも床の間あり。將軍の常の住居向きは右のごとし。大奥の方は其條下に記しつ。さて是よりは將軍服裝のあらましを述ぶべし。

【將軍服裝】將軍日常の行事を述ぶるに先ち。將軍着服の次第を叙すべし。或る人は云。將軍は黑地に鼠の縞ある縮緬の上着を服し。下着は八丈縞に限れりと。又幕朝故事談には。公方樣御不斷召は八丈縞也。八丈は島よりの御年貢物なり云々。御夜具も八丈或は三端がけなり。右大將樣の御召は丹後縞なり。田安樣は郡内縞なり。皆縞物をお召し遊ばされ。三筋立の棧留の御袴に。御肩衣は羅に表をしたるものなり。又御繼上下と麻との間の時は。茶苧の御上下なりとあり。通常は白衣。人にお遇なさるゝ時は繼上下。儀式には麻上下也。然れども八丈のみを召されしは。有德公が節儉を御主意とせし頃に限れり。故事談は其時の事を物せしにや。寛政度御儉約の節。近くは水野越前が節儉の政を實行の折ふしには。縮緬の上着に八丈の下着と。大體極り居りたれど。其他總じて御召服と云ば。黑羽二重。黑縮緬の御紋付たるを召すが例にて。裏も茶羽二重。淺黃羽二重の二種と定り居り。下着は先づ八丈なり。又御單物は縮緬。八丈など多し。羽二重もあり。繻袢は黃紬を用ゆ。帷子は越後縮に限れり。帶は博多の獨鈷を用ゆ。色柄は御納戸。紺を多しとす。萌黃もあり。挾帶に結ぶ(昔は將軍に限らず。上下を着用する程の者は。大體挾帶なり。貝の口と云ふ結方は町人の帶なりし)。下の帶は白羽二重。夏の繻袢は白麻を用ゆ。足袋は木綿にて紺紐の付たるなり。羽織は着用せられし事なし(ハオリ參看)。

【將軍の日課】將軍は朝六ッ時。只今で言ば五時頃に起出るを例とす。御小姓の朝まだきに御寢所へ立ち入るをば入こみと唱ふ。已に御目覺になれば御小姓は「もう」と觸れ出し。是を相圖に御小納戸など皆夫れ〳〵の用意をなす。用意とは嗽水。御手水扨ては御膳を調理するを云ふ。嗽ひ茶碗は唐草瀬戸の大茶碗を用ひ。之れを八寸角の臺に載せて傍らに湯桶を添ふ。又鍋島段通を敷き黑塗のたん吐を置く。嗽水を了れば。二尺位の盥(黑塗)に湯を入れたるを。矢張り敷物の上に置く。扨て御

シヤウ

小姓の介添にて白木綿の糠袋もて顏を洗ひ。畢て袴を召し。御佛間にて御代々の位牌を拜するなり。將軍の用ふる【齒磨粉】は。齒醫師佐藤道安より奉るもの。鹽は赤穗の精撰なり。楊枝は通常の房楊枝。外に舌こきを一本同じ木にて巾二分位の薄きものを添ふ。齒磨粉を用ふる時も。鹽にて口を清むる時もあり。御拜濟みて後は袴を脫て御小座敷に入ることもあり。御休息の下段に在せらるゝ事もあり。大抵は御小座敷なり。此間。茶を召るゝ事あるにぞ。【御茶掛】の御小姓は。兼て臺子へ釜を掛け置き。薄茶にても煎茶にても思召次第に奉す。之を參らするには已れ先づ毒味をなし。次に三寸位の樂燒の茶碗へたて(煎茶も同樣)。之を黑塗金紋付の高足の茶臺に載せ。銀の唐草毛彫の蓋をして差上るなり。何度にても御意次第なり。御膳の出づる時刻となれば。御小姓復た「もう」と觸れるなり。右の觸れにて。兼て御膳所にて用意したるを器物に入れ。【御膳立の間】(之を從の間と云ふ)へ運ぶ。此處にて御膳奉行の毒味あり。御膳番の御小納戶之を受取りて。更らにお次へ運ぶ。此に七輪の如き大ひなる爐あり。鍋など幾個となく掛け。御膳番取揃へて御前へ出す。御膳を運ぶはすべて御小納戶の役なり。御給仕は御小姓の任なり。さて御膳と云へるは掛盤と唱ふる物にて。四足の膳へ飯碗。汁椀。香の物を載す(椀は外黑塗內朱なり。御精進日。朔日。十五日。二十八日等は內外とも黑し)。二の膳をつくることもあり。元來將軍の食物は質素なるものにて。朝は汁と向ふつけ。平。二の膳に吸物。皿等あるのみ。皿へはキス。兩樣と唱へて。膾殘魚を鹽燒にしたると漬燒にしたるとを付る也。三日(朔日。十五日。二十八日)には。此の膾殘魚に代ふるに尾頭附と唱へ。鯛。比目魚の類を燒てつけるを例とす。朝食は小座敷にて爲すなり(大抵朝は表。晝夕大奧にて)。將軍少しにても病ひあれば。御膳番御飯をもりて御小姓へ渡す。是は跡にて何程召上りしやを秤にかけて見るが誼なれば。御膳番が盛られねばならぬとなり。御膳已に出て。御食事の終るとき。【御髮番(オグシ)】御小姓出て(御髮番は御小姓四人御小納戶二人位あり)。將軍の髮を結ひ(每日なり)。顏及び月代を剃る。(隔日なり)髮は大銀杏にて白元結を十二三本も卷き。髻は平まげとて。はけを薄く高くこくなり。尤も年齡によりては元結の數も違ひ。愼德公などは。六十歲位にて在せしかば。極小さきちよん髻に結はれたりし。是は一樣には言はれず。年に相應しき結かたと知るべし。御膳時ならで髮を結ことあれば。前へ黑塗金紋の鏡臺へ七寸の鏡を掛けたるを出すの例なり。併し御代々大體は食事の后に髮を結ふ定めなりし。結髮の時間は。食事の時間よりも長く費ゆることなれは。御膳の下ると共に。

【醫師】出て御脈を伺ふ。外科。眼科。針醫は。三日目に伺ふ。內科醫は日々なり。大抵六人位づゝお次の間に出て平伏し。其より二人づゝ進みてお手を取り。頭を低れ兩手を伸べ肱を疊へ接してうかゞふ。いづれも戰々として背へ汗する許りの體なり。將軍は左右の手をのべ。次に手を×にして出す。斯くて八人皆診し畢りて退く。尤も腹部を伺ふ者は醫師の頭之を勤むるものとす。此の診察中にお髮あけ大てい畢る事なり。御食事後は是とて定りし日課なし。或る時は。【弓】を遊ばす事あり。其ときは御小納戶の內に武藝の掛ありて御對手をなす。其外槍劍術など不時に遊す事あれど。お對手はいつも武藝掛なり。【繪】は御代々みな相應にかゝれたれば。是も御小納戶に掛ありて。御世話致せり。又何といふ事はなくして晝前をすごさるゝ事あり。晝の御膳を大奧にて召さるゝときは。格別。表にて召るゝ時の有樣は。前に申す處と異りなし。【晝後】には。大てい御小姓頭取を以て。御側御用取次を御休息へ召す。御用取次出れば御小姓も御小納戶もみなゝゝ御前を立つ(お人拂と云)。斯くて御取次は。御老中より伺ひの書面を讀て。お聞せ申すが常なり(因みに云。御用取次を以て伺ふ書面は。大てい未發の件にて。將軍の旨を得て後に發表すべき刑罰の執行。役人の任免。賞罰。其他未决の件なり。已に執行濟の事を言上するは宿直のお側(平御側と云。殿中に一人つゝ宿直す。老中。若年寄退出後は。奥の惣取締なり)まて老中より出し。御側より御小姓頭取へ出す。頭取は折を見て言上するなり。)右の如く老中より出る書面を讀みて御聞せ申すに。書類多數にて。一人にては間に合ぬ事あり。斯るときは。御用取次二人又は三人にて讀むを。將軍は一々聽分け。「これ今一度そこを讀め」。「それでは分り兼る」など折返し聞るゝ事あり。讀畢りて。伺の通り可决せらるゝ件と。可决にならぬ件とあり。可决せらるゝ件へは。奉書の紙十六に切りたる札へ。「伺の通りたる可く候」と書きしものを挿みて御用部屋へ下る。(此札は日々多分に要するにつき。兼て拵へ置くなり)。また役人の任免などにて將軍の意に叶はぬ事あり。其時は右の札をは入れず。御用取次を以て老中へ旨を傳ふ。此とき老中は兩手をつきて頭を少し下け。御用取次の傳る處を聞く。大ていは「伺の趣き猶とくと考へて見よ」など仰せもあり。「斯くは有るまじ考へて見よ」などゝ達せらるゝ事もあるなり。通例の御用は老中より今日受け取りたるを。明日小姓頭取の呼ぶをまちて言上するが例なり。將軍が天下の事情を知るの道三あり。一は「評定所目安函の事」。一は。「御庭番の事」。一は。「御用御取次」(メヤスバコ。ニハバン參看)。

【日中の行事】右の外に猶遊戲の一事あり。是れは別段に定りたるものなし。書畫の翫ひ。謠。亂舞。笛。鼓なと。何れも御小納戸。御小姓の相手にて樣々あるへし。或る將軍は陶器を造る事を好み。御小納戸中其事を心得たる者を御相手として造りし談あり。また將軍庭の樹木を移し植る事を御小納戸に命したる話もあり。初て西洋銃の獻上ありしとき。將軍自ら携へ步きて。御小姓を追廻し戲れなとせられし事あり。また御小姓と坐角力とられし話も聞きたるが。皆をかし味のある物語なれは此には略す。晝後は是れぞと極めて。【食せらるゝ物】なし。偶々菓子など。上意あれは。六寸四方位の三寶の上へ。干菓子なり。蒸菓子なり。好に任せて差上げたり。茶も亦好に應じて。前に述たる如き模樣にて差出すなり。扨て御小姓。御小納戸。御側衆なと。凡そ何人ほど平常御前に侍するやと云に。先つ御側御用人一人。是は御老中と若年寄の間にて城主格なり。御用取次に權威ある時は。ほんの表向の勤となり果てたるともなきにあられと。實は將軍を輔佐の役にて重職なり。大てい大名之に任す(柳澤出羽。田沼主殿は此職なりし)。右の外君邊には御側御用取次あり。是れは御側衆と稱して。大てい十二三人あり。其内にて御用取次五六人命せらるゝなり。又御小姓二十四五人。多くて三十人。外に御小姓頭取四人はかり。次に。御小納戸は百二十人前後もあるへし。外に御小納戸頭取四五人。皆君邊勤務の人々にて其れ〳〵に受持の掛あり。其身分は御側が諸大夫にて五千石高。御小姓が千石以下御役料三百俵。五百石以下は五百石高に準す。御小納戸も同斷なり。已に夕景にもなれは。御小姓を御供に。必す【御湯殿】へ入らせらる。湯殿の構造は。前に述へたる如し。將軍湯殿に入れは。御小姓は先つ御上り場と云ふ一間にて。脇差を床の刀掛に載せ。將軍の帶を解きて御召臺の上に置き。召物も同く臺に載す。御小納戸は豫て白木綿の筒袖襦袢を着。白木綿の糠袋七八個を用意して傍に扣へ。湯の加減を測り。又上り湯を汲み取りなとす。將軍風呂より出てれは。御小納戸の湯殿掛は。糠袋にて其體を洗ふに。顏に手に脊に足に。悉く糠袋を取替へ。一度肌につきたるは。再び他に用ふるをなし。さて浴を終る時は。別に用意の湯を徑八九寸もある丸柄杓にて脊中より澆き掛け。然る後御上り場と云ふ一間へ入れまゐらす。浴衣は十枚許りも(白木綿にて造り是も臺へ載せをく)あるへし。一枚掛て直にとつて復掛け。肌の乾く迄は何枚にても掛くるなり。頓て七八枚も掛て乾きたる後召物を上るなり。入浴の後。夕飯を食せらる。大奥へ入らるゝ日は。大奥にて夕飯あるへし。其ときは入浴後直ちに大奥へ入らせらるゝ事もあり。御精進日。齋日等には決して大奥へは入らぬ例なり。此等の日には御遊戲等もなし。是れより【御寢所】の模樣を記すへし。御寢所は御休息の上段。南枕に上疊(此上疊にはパンヤと云ふもの入りて。フワ〳〵として柔かく。工合甚だ宜し。)凡枕の下に三角の木を入れて。少し高くするなり。)を敷き。蒲團二枚を重れ。緞子の夜具を置き。枕をならふ。將軍は常の衣服を脫きて。鼠羽二重の無垢に白羽二重の襦袢を着る(夏は單衣。春秋は袷。冬は綿入と知るへし)。帶は柔なる緞子を用ひ。二重廻し前にて結ふ。脫き捨たる着物は。御床番と稱する小姓二人定りて。其着物を御召臺に載せ。東の方へをく。又東の方には火事裝束一襲。寢衣(召替の物)。着替の常服。枕(五六個)。何も臺の上に在り。臺は長さ四尺位にて二尺巾。黑塗一かけの金紋付。上に紫縮緬の服紗を掛けたり。枕の方に眞鍮製四足の行燈。三方を圍みて一方のみ燈火をひきたるを障子の外に置く。また黑塗金紋付の刀掛。御床の傍らに在り。御刀を掛く。傍らに鼻紙臺これも黑塗蒔繪なり。冬は火鉢あり皆金網にて蓋ふ。また枕元には幅を懸く。之は承塵に掛るが例にて。繪は貘の圖と覺ゆ。故事のある事なれと此には略す。もし將軍幼少なれは。御床番の小姓は御前年と唱へ。袴着用の儘御寢所へ入りて。東の方と北の方に寢るなり。將軍成年なれは袴は着す白衣にて御寢所へ入り。寢衣枕なとは。携へて傍らに臥すなり。或る御小姓の語りしは。御床番も度々勤めたるが。中々眠られたものにあらず。君の御目覺中は猶更咳聲も出來すと言ひにき。夜中出火等あれば。いづれの方角ぞと御尋になる事あり。仰により御櫓へ登りて見る事もあり。火の元見屆よと上意あれば。御小納戸は馬に乘出す事あり。此他箇樣なる臨時の御用いろ〳〵あるべし。日常の御模樣は以上述る通り也。此外猶御鷹野の模樣。濱御殿御成の模樣。勅使方に御對顏の有樣。其他殿中政治部屋の模樣。評定所の有樣なんど。數々あるべし(オホオク。ジユシヤ。ゲウレツ。等參看)。

ジヤウクワク　城郭は。維新前之を守備する爲に。嚴に出入通行の條規を規定したり。青標紙中。武家心得草に。江戶城郭內の規定を記せり。各藩の城郭も凡そ之に同じかりし也。曰く。御曲輪內御門之諸所通行心得。平日切手に而御門外え通候品。幕。屛風。襖。建具類。疊莚表許。薄緣。莚。薪。竹板類。屋根板。笘。繩類。漆喰。金物類。植木類。春臼。猫。但桐板類。女竹。細工繩。商賣之植木。不淨木類は前々より承屆之上。切手無之而は不相通候。此外莨簀。庭石。瓦類。釣瓶。井戶繩類。都而二三尺位にて風呂敷包に候得は相通。其餘は切手取之。」右之類は御三家御三卿諸大名に而も切手取之。公儀之御品は其向役所よりの御切手に而相通。然共積合車諸

品と申切手に候得は。銅鐵類有之候而も不苦。」平日御門內へ不入類。古金買。普化僧。六十六部。鉦拂。代參山伏。伊勢參。順禮。口寄。神子。大神樂。猿曳。髮結。乞食類。諸勸化。時花唄賣。紙屑拾。但猿曳。大神樂は。御內曲輪屋敷より斷次第入申候。且普化僧斷次第相通。右の外鉢敲。頭陀を掛鉦鐘を持候物貰。一切入不申候事。」御番所前に放馬有之候得は。早速留置。主出次第篤と相糺。不審成儀も無之候得は。證文取之相渡申候。但又者たり共。侍分之者罷越斷候得は。談柄承糺相渡可申候。」亂心者御曲輪內え出入有之節は。切手を取相通申候。尤亂心者不審成者と見受候はゝ。一切通不申候。」死亡之者竝捨馬之類。御門外へ出候節は切手を以相通申候。晝夜共に假門爲致。潜りより相通。跡打水にて清め申候。但亡者棺は當主大名之外は無用。家來は駕籠に而相通候事。」盜賊改同心囚人罷通候節。改次第相通申候定。斷之分は勿論に候。手鎖人は出入共斷相通。但公儀囚人之外は出入共切手を以て相通候。」女の儀は酉刻より卯刻迄出入共切手取之相通。若不審成儀も候はゝ相改申候。但火事之節は切手無之候ても見計を以相通。」明和九辰年二月大火之節。櫻田西丸大手先御廐等火災。馬場先。和田倉へも火懸り。御曲輪住居老若男女可逃途を迷ひ。當御門外に群居せし所。秋元但馬守永朝勤仕中。御制禁之御關所に候得共。臨機應變を以相通。多人命を救。大手御門へ扱させ候事有之。」輕尻馬乘掛出入共卸し申候。」車は御用之品積候分は。御徒目附中之印鑑。又は其向御役所よりの切手に而相通し。大名方其外町車に而も。切手を以相通。牛車地車は一切相通不申。夫も御徒目附より斷有之候得は相通。」明町駕籠は出候分は無構相通。入は决而相通不申候得共。御曲輪內屋敷方より斷有之候得は。承糺相通。通扱一切無用。但乘駕籠も供無之候得は改相通申候。」鐵砲は前々より御目附中又は御鐵砲頭より斷に而出入出來。若斷無之持通候御鐵砲も有之候得は。頭姓名竝差添人之名前等承糺相通候。其外御固御用に而。御役羽織着用持通候御鐵砲は。斷無之候而も相通。公儀御鐵砲の外。差定候御番所交代に付。持通候諸家之鐵砲は。其門々番頭之斷に而相通仕來に而。若不審成儀も候得は相改候事。」大筒之儀は御徒目附中斷次第相通。但百目より大筒と申候事。」植木は鉢植根付とも。自身爲持候分は。家來を以斷候得は相通。若斷無之候得は姓名承糺相通申候事。

又殿居袋に。諸御門番所御法令書を揭ぐ。己亥とあるは天保十年なり。

一中雀御門　御書院番頭。一組與力十騎。同心二十人宛。
　御玄關前與力番所幕張日々替り鐵砲二十五挺弓二十五張無袋置附。

右。六組一晝夜勤仕。壹番組(子午の日)。貳番組(丑未の日)。三番組(寅申の日)。四番組(卯酉の日)。五番組(辰戌の日)。六番組(巳亥の日)。
御慶事。五節句は當番四組目。非番より不殘加番。升形え弓鐵砲猩々緋袋入二十四挺つゝ。長柄二十本飾之。頭印附の羽織着用。

　西丸御書院御番割
　　壹番組(卯未亥)。貳番組(子辰申)。三番組(丑巳酉)。四番組(午戌寅)。

一中之御門　御持弓。御持筒頭。一組與力十騎。同心五十五人宛。
　與力番所幕張日々替鐵砲二十五挺弓二十五張無袋置附。
右五組一晝夜勤仕月六齋。當己亥正月朔日御持筒三番組長谷川修理亮組當番。
　表御能之節一組宛御樂屋奉行相勤。
日光御社參之節は五組共不殘御供仕候に付。跡御門番御先手え被仰付候事。
己亥正月御番割　一六(長谷川)。二七(富田)。三八(高城)。四九(高木)。五十(小坂)。
西丸御持弓組。子寅辰午申戌。御持筒組。丑卯巳未酉亥。

一大手三の御門　御鐵砲百人組之頭。一組與力二十騎。同心百人宛。
右。四組一晝夜勤仕。壹番甲賀組(子辰申の日)。貳番根來組(丑巳酉の日)。三番伊賀組(午戌寅の日)。四番二十五騎組(卯亥未の日)。
　月次式日加番二十人。五節句は加番五十人。
　百人番所え御目附衆御徒目附御小人目附等出勤有之。
日光御社參之節は。四組共不殘御供仕候に付。跡御門番御普代大名格別之筋目之衆勤番被仰付候事。

　○大手。櫻田御門。下乘橋より御玄關前中の口迄下座之次第。
一御三家方竝御嫡子方。日光御門主。御三卿方竝御嫡子方。公家衆。門跡方。御老中。所司代。御側御用人。若年寄。
一御三家方竝御嫡子方。御三卿方。御嫡子方えは橫御門竝潜り等〆切。面番所入口〆切。人留下座。
一御老中方。所司代。若年寄。潜不〆切。人留下座。
一溜詰。大阪御城代は不及下座。聲懸候許り。
一御側衆。御留守居。大目附。御目附。聲懸下座少々品有。
　兩本願寺門跡は下座にも無之。長刀御玄關前迄持込。

一御成有之御門建有之候節。御三家方御通行之節。中籍御門は片扉明。御三卿方は兩扉開申候。

一寺澤御門　御先手組與力同心。
一二丸銅御門　大御番頭與力同心。
一同　中仕切　添番支配。
一平川口御門　御先手組與力同心。
一下梅林　右同斷。
一上梅林　御留守居與力同心。
一御切手御門　御切手番頭同心。
一二丸喰違　御留守居同心。
一鹽見坂　御留守居番與力同心。
一坂下御門　御先手頭與力同心。
一紅葉山下御門　右同斷。
一西丸御裏御門　御裏御門番頭與力同心。
一西丸御玄關前　御書院番頭與力同心。
一山里　伊賀者。
一北詰橋　御留守居與力同心。
一西丸御臺所前　西丸御留守居與力同心。
一蓮池御門　御先手組與力同心。
一二丸中の口御門　御持頭與力同心。
一三丸喰違　御先手組平川口より持。
一富士見御番所御寶藏　番之頭組。
一御天守　番之頭組。
一上埋御門　御書院番頭出人。
一下埋御門　御持方之持出人。
一新御門　御持方之持出人。
一西丸吹上御門　御先手頭與力同心。
一吹上御門　吹上御庭同心。
一同御鷹御門　右同斷。
一同　木御門　右同斷。
一同　新御門　右同斷。
一西丸中仕切　御持頭與力同心。
一西丸獅子口　西丸大手御番所持。

一大手御門　鐵砲二十挺。弓十張。長柄二十筋。持筒二挺。持弓二組。
　萬治二己亥年八月御造營。
拾萬石以上之衆御譜代家勤之。番侍十人之內(番頭一人。物頭一人)。常肩衣着。平士羽織袴着。
　五節句。月次或は御規式。御成之節熨斗目半袴。御鷹野御成之節常服。
一同所は元來眞田伊豆守勤初。外曲輪之諸番所之規矩被定候事。
一夜五ッ時御夜詰引之注進有之。面番前幕張垂之。若出入等有之時は。御目附方より差圖之上に而取計候事。
一御成之節都而諸番所竝當所に不限。萬石以上之分者通御之節許上意有之候事。
御規式御成之節者。壹番所之詰番。大名衣服熨斗目長袴。家來十人以上熨斗目半袴着。通御之節は不殘人拂。當主面番所中程土間え致盛砂。右之場所え平伏。升形に家老壹人。御門扉際留守居役壹人蹲踞仕罷在候事。
一當所內櫻田竝西丸。大手御門三番所と唱。交代之儀者十日目。內代五日目(內代りと申。十日之內詰番之家來私に代り合申候事)。
一年始。八朔竝五節句。月次朔望竝不時御禮日。下馬所相立候節は番所持之家來給人徒士足輕を以御門內外升形邊固之。非番之衆家來は同斷下馬所固之。或は出火之節御老若方登城有之程之火事には。當番非番共早速火消召連罷出。但御曲輪內竝御三家方又は兩山濱御庭近邊之節。或は風烈に而及大火候節は。場所に不拘出馬。當番內之番所御多門等固之。非番は升形下馬先を固之。
一當所竝內櫻田御門內外に而。正月三日十月亥猪其外御殿事等に而御能被仰付。諸大名登城。退出夜に入候程之節は御篝火燒之。
一下乘內は勿論下馬先固の役人雖爲陪臣御令法を以相勤。喧嘩口論等は堅相愼。總體諸家退出之節は。不及混亂樣。且又下乘內駕二行立等不相成候に付。右等之心得違竝家來之者共卒忽無之樣可心得事。
一西丸大手御門　鐵砲二十挺。弓十張。長柄二十筋。持筒二挺。持弓二組。
右拾萬石以下六萬石以上御譜代家番侍竝勤方。大手御門前條之通に候事。
一內櫻田御門　鐵砲十五挺。弓十張。長柄十五筋。持筒二挺。持弓二組。

シヤウ

右御譜代大名六七萬石勤仕。衣服竝勤方は萬端大手御門前條之通に候事。
右三ヶ所御門番之頭取を番頭役と書上。右之外御門番所之頭取を伴頭と認申候事。
於陪臣御城內に而平生肩衣着用之儀は三ヶ所番頭之外無之事。
一大名持之御門番は御老中方支配萬石以上。三千石迄の御門番は御留守居支配。御法令之儀は萬端御目附方持。萬石以上之參勤交代之衆は壹ヶ年宛勤仕。病氣に而滯府之節は三ヶ年宛勤仕。或は御門々高に應。壹貳萬石定府之節は勿論三ヶ年宛。雖然御門番勤は壹人役に不立。半役之勤也。
一下馬札文字の事(ゲバの條に出す)。
一外櫻田御門　鐵砲十挺。弓五張。長柄十本。持筒二挺。持弓一組。
右御譜代大名之內に而外樣に被准家筋勤仕。五萬石限三萬石以下勤仕候而半年或は手代り被勤。病氣にて滯府候得は三年勤仕。出火之節は萬端三番所之通勤之。年始八朔五節句月次御禮之節。升形に侍壹人。御門下徒士壹人固之。跡御門萬石以上の分え之觸元に而。當所は御入國之砌は小田原口と唱候事。
一番士五人羽織袴。御成御禮日都て勤方大手被准。熨斗目半袴着。番頭も同服肩衣着用は不相成候事。夜六ッ時ゟ御太鼓に而大扉〆。六ッ時ゟ開之。夜九ッ時ゟは潜扉〆。曉七ッ半時ゟ小扉開。夜九ッ時ゟ小扉〆中は。武士方之外出入一切通不申候。御納屋之儀は相通候事。」夜六ッ時ゟ女切手を以改之通候。女子は產子に而も切手に認。駕籠に乘添候節も其人々を認。」材木竹石竝植木類車駕籠無斷に而は不相通候事。」御成御通行有之御門々。前日龍吐水に而清之以來は。小荷駄不淨之品一切禁之。」諸家中輕尻乘通不相成。縱乘懸馬に而も。跡附刀箱無之候得は下馬爲致候事。」手綱懸候者其頭之無斷不相通候事。」棺持人穢候者小扉ゟ手形を以相通候。假門相用通し候後。打水を以清之。但御內曲輪に而は棺は當主大名之外無之。家來に而は駕籠に候事。
竹木竝植木類手形無之候共。風呂敷懸候進物類。包之內に相成候得は見咎無之。
○當所より諸御門下座定之次第。
一御三家方。竝御嫡子方。御簾中方。御三卿方。同御嫡子方。御簾中方。日光御門主。公家衆竝御門主。御老中。所司代。御側御用人。大阪御城代。若年寄。右總下座。
一御側衆。御留守居。大目附。御目附。
右不及下座。行儀膝直之。拍子木一つ打候事。
一御三家方御三卿方日光御門主には番士一同薄緣下座臺を放平伏。三つ拍子木總下座。二つ拍子木半下座。但御張出下座書に半下座と申筋無之。總下座膝直許也。半下座は御門番私之懸意緣邊。或は老若之嫡子抔に致候下座也。
一御三家方は夜中之無差別及下座。其外は行燈出候得は不及下座。御老中御名代之節は可爲格別候事。」六ッ時御太鼓承り候而相越。其節都而下座請之候。歸り候節は下座請不致候事。
一御三家方。御嫡子方。御簾中方。御三卿方之分。日光御門主之外は。夜中大扉開き不申候事。但出火之節は。何方に而も開門。火消役相通。尤諸御門面番所迄。竝升形外張番所え高挑灯配候事。
一和田倉御門　(外櫻田と大差なし略す)。
一馬場先御門　(同上)。
一神田橋御門　鐵砲十挺。弓五張。長柄十筋。持筒二挺。持弓一組。
右外樣大名衆七萬石或は國家之分家筋は三萬石以上限。番士九人羽織袴着。御法令外櫻田御門之通。略之。
當所御門櫓者。酒井左衞門尉預り。寬永年中迄者大炊橋御門と唱。其後神田橋と御改。當時一橋殿屋形內也。榊原式部大輔居屋敷之處。神田明神之舊跡と云。土井大炊頭利勝御老中勤仕之節之屋敷也。依而大炊橋之名有。
當時一橋殿御住居に付。御屋敷廻り外一ッ橋御門番所に而は。持場所に依て萬端指揮兩所に而取扱之。出火等有之節は。駿河臺小川町兩役屋敷太鼓に而注進之。
一一ッ橋御門
一雉子橋御門
一竹橋御門
一清水御門
一田安御門
(以上武器の數神田橋と同しきあり。又少きあり。御譜代又は寄合衆之を守る)。
一西御番所
一半藏御門
一日比谷御門
一數寄屋橋御門
一鍛冶橋御門
一吳服橋御門
一常磐橋御門
(以上外樣又は寄合衆にて守る。武器は一ッ橋等に

同じく多少あり)。

一幸橋御門
一山下御門
一虎御門
一赤坂御門
一四ッ谷御門
一市ヶ谷御門
一牛込御門
一小石川御門　鐵砲五挺。弓三張。長柄五筋。持筒二挺。持弓一組。
右萬石以下三千石高勤番三ヶ年。番士三人羽織袴着。
　當所は寛政四子年七月火災之節御多門燒失以後塀重御門に成。
一筋違橋御門　鐵砲五挺。弓三張。長柄五筋。持筒二挺。持弓一組。
右萬石以下五千石以上勤番。三ヶ年つゝ。番士三人羽織袴着。
　明和九辰年火災後如元御普請出來。
一淺草御門　鐵砲五挺。弓三張。長柄十筋。持筒二挺。持弓一組。
右萬石以下五千石以上寄合。三ヶ年勤仕。番士三人羽織袴着。
　明和九辰年火災後如元御普請出來。
文化五辰年二月。陸奥守家來片倉小十郎。伊達藤五郎。伊達將監。主人家繼に付出府之砌。鐵砲火繩付淺草御門通行之所。大御番所より差留候處。何も先年より出府之砌爲持來候趣相答候得共。六十年以前祖父之代に爲持候由。雖然淺草筋違共明和九辰年火災に而。先年より之御書付無之候に付。番士より相達し候處。差通候樣同夜に至御差圖有之候間相通候事。
一濱大手　鐵砲九挺。弓三張。長柄十筋。持筒二挺。持弓一組。
右萬石以下寄合五千石以上番士三人羽織袴着三ヶ年つゝ勤番とあり。

シヤウキウ　ノ　ラム　承久之亂。日本歷史問答に云。後白河上皇王權の推移せるを嘆き。之か恢復を謀り。之が準備として。多くの武士を院中に置き。專ら武藝を講習せしめ。また武器を作らしめ給ふ。且順德天皇をして。位を仲恭天皇に讓らしめ。常に謀議を凝らされけるが。竟に御志を決せられて。承久三年流鏑馬(ヤブサメ)に托して武士を集め。義時の官爵を褫ひて。鎌倉を討たん軍勢を五畿。七道に召し給ひぬ。義時之れをきゝ。政子と謀り。先つ源氏恩顧の武士を招き。政子これを見て。賴朝の舊恩を述べ。且利害を說きてこれを勸誘し。以て將士の志を固くし。更に大江廣元の議を用ひ。義時の子泰時。時房をして。兵を率ゐて。東海。東山。北陸の三道より西上せしむ。官軍は尾張。美濃。越前ノ間に於て之を拒きたれども。皆利あらず。退きて宇治。勢多を守る。亦た破らる。泰時等即ち京師に入る。官軍利あらずして。京師また陷るにいたりければ。後鳥羽上皇は其擧兵の宸衷より出てたるにあらざる旨を諭し給へども。義時これを聞くべき樣もあらず。遂に天皇をして位を後堀河天皇に讓らしめ奉り。後鳥羽上皇を隱岐に。順德上皇を佐渡に遷し參らせたり。また土御門天皇をも土佐に遷し參らせしが。尋きて阿波に遷らしめ奉れり。而して事に預りし公卿は。或は斬り或は流し。悉く其所領を沒收せり。後泰時と時房とは京畿に留り。泰時は六波羅の北方に居り。時房は南方に居り。其名は京師を護衞すと稱して。其實朝廷を制し。時變に備へたりしが。遂に北條氏の世職となり。皇威ますく地に墜ち。北條氏の勢力彌〻强盛となれり。北畠親房は其著す神皇正統記に於て。承久の役を評して曰く。賴朝勳功は。古より比ひなき程なれど。偏に天下を掌にせしかば。君として安からず思召けるも理りなり。況んや其跡絕えて。後室の尼公。陪臣の義時が世になりぬれば。その跡を削りて御心の儘にせらるべしといふも。一應の故なきに非ず。然れども白河。鳥羽の御代の頃より。政道の古き姿漸〻衰へ。後白河の御時。兵革起りて姦臣世を亂る。天下の中ほとく塗炭に陷りにき。賴朝一臂を掉ひて其亂を平げたり。王室は古に復るとまでには至らざるも。九重の塵も收まり。萬民の肩もやすまりぬ。上下堵を安くし。東より西よりは其德に服せしかば。實朝薨ずるも背く者ありとは聞えず。之に勝る程の德政なくして。爭で容易くくつがへさるべき。假令ひ又うしなはれぬべく共。民安かるまじくば。上天にも與みし給ふまじ。次に王者の軍といふは。とがあるを討し。てきずなきをば滅さず。賴朝高官に昇り。守護の職を賜ふ。これ皆法皇の勅裁なり。私に竊めりとは定め難し。後室其跡を計ひ。義時久しく彼か權を攬て。人望に背かざりしが。下には。未たてきずありと云ふべからず。一應のいはれ計にて。追討せられしは。上の御とがとや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられ難し。かゝれは時の未た至らす。天の許さぬこと疑なし云々と。

シヤウゲフ　商業。(バイバイを見よ)

シヤウゲフ　ガクカウ　商業學校の名稱は。明治十一年二月。三菱商業學校をはじめとす。然れども商業上の教育につきてはこれより先。明治七年大藏省に銀行事務の講習を開けるあり。今横井時冬の日本商業史。商業教育の部にそ

の沿革を掲ぐ。曰く。明治五年。我政府の國立銀行條例を發布せらるゝや。俄に銀行學局を開き。在横濱の東洋銀行の書記たりし英國人アレキサンドル、アルレン、シャンドを雇入れて。十名の官費生に簿記學及經濟學。銀行必須の諸學科を教授せしめしもの。實に我邦に於る商業教育の濫觴なりとす。其後八年二月自費生二十名を募集し。銀行營業上やゝ卑近の學科を學ばしめられしが。九年七月。若干名の卒業生をいだすや。學局を廢し。更に飜譯掛を置き。通學生の教授をなさしめらる。十年一月。銀行課を大藏本省内に移すに當り。一時其教授をやめ。二月に至り。更に傳習所を開き再び通學生を募集し。主として簿記學を學ばしめらる。又同時に各銀行の請願により其役員に傳習することを許されしが。十三年に至り故ありて。また廢せらる(明治十年の秋ころより。三菱會社に於て商業學校を設立するの企ありしか。つひに三菱商業學校と稱し。十一年二月より神田錦町二丁目に於て開業せしも。種々の事情ありて。十五年廢せらる。同校は本科の外速成科を置き。六箇月にて簿記。算術を傳習せしめしと云ふ。依て有志の徒。神田錦町に私立銀行講習所を起し。專ら銀行事務の講習をなしゝが。十五年再び大藏省附屬のものとなりぬ。十九年五月。銀行事務講習所を文部省の管轄に移し。東京商業學校附屬銀行專修科と稱せしめらる。なほ錦町の舊地に在りて傳習せしが。つひに東京商業學校内に移し。二十年主計專修科と改稱し。官廳及び銀行會社の會計事務を教授する所となされしが。二十二年三月。更に主計學校と改稱せられしも。つひに二十六年九月に至り。全く廢せらる。明治七年四月設立以來。銀行學局講習所にて前後凡六百人の講習員を養成し各地に分配せられしが如きは。銀行業の發達に取りて大に効驗ありしか。此他會計制度の釐一。新式簿記法の傳播。爲換の發達抔にとりては。著き利益を與へしと云ふ。銀行學局。銀行講習所などは。商業教育中の一部分に過ぎざりしが。こゝに一般の商業教育を企てられしは。實に森有禮子なりとす。森有禮久しく米國に在り。同國商工業の隆盛を視。頗る商業教育の必要を感ぜしかば。歸朝後明治八年八月。米國人ウヰットニーを雇入れ。東京尾張町に。商法講習所を開設するに至りぬ。然るにこの年十一月。森有禮特命全權公使となり。清國駐紮の命を奉ぜしかば。止むをを得ず。講習所の事務を東京會議所に託せしといふ。明くる九年五月。木挽町に移し。東京府の管理する所となりぬ。されどもなほ商法講習所と稱せられき(矢野次郎をあげて所長に任す)。十四年七月一時廢せられしも。この年九月に至り。東京府廳より。農商務省に稟請して其補助を仰ぎ。講習所を再興せしが。遂に十七年三月に至り。農商務省の直轄學校となり。東京商業學校と改稱せらる。十八年五月文部省の管轄に移さる。これよりさき十七年三月。文部省直轄東京外國語學校中に。附屬として高等商業學校を置かる。こゝに至り十八年九月。外國語學校竝に附屬高等商業學校に東京商業學校を併せて。更に東京商業學校と稱し開設せらる。(神田一橋通町舊東京外國語學校跡)。文部省御用係森有禮校務を監督し。矢野次郎を擧げて校長に任ぜらる。明る十九年一月。木挽町舊商業學校の校舍に就きて。新に商工徒弟講習所を開設して。商工の子弟に實地近易の學術を授けらる(二十二年十月。附屬商工徒弟講習所別科を補充科と改稱す)。二十年三月。教則を改正して程度を高め。高等商業學校と改稱せらる(豫科一年本科四年)。二十九年八月校長小山健三大に教則を改正せしが。ついて明くる三十年六月專攻部規程を設け。この年九月よりこれを實施し。今日に至れり

【地方に於て。商業教育】を最も早く起しゝは。神戸。大阪にして。其後横濱。新潟。名古屋に起れり。神戸は。明治十一年一月。神戸商法講習所と稱し。神戸北長狹通四丁目に設立したる者。實にその濫觴にして。十九年六月。公立神戸商業學校となりぬ。大阪も明治十三年十一月。五代友厚等が大阪西區立賣堀北通三丁目に大阪商法講習所を設立せしが。これも十八年三月府立商業學校となれり。これ等の商法講習所につぎて。横濱(十五年三月)。新潟(十六年十一月)。名古屋(十七年六月)等に起り。尋いで十九年に至り。京都。滋賀。長崎。赤間關に起れり。この後地方において商業學校を起すもの絶えてなかりしに。二十七年文部大臣井上毅。實業教育普及の必要を感し。實業教育費國庫補助法を議會に提出し。遂に其協贊を得。毎年度金十五萬圓づゝを補助することとなし。實業教育に力を盡されしため。これより各地に實業學校起れり。加之二十七八年戰役後は。益々貿易擴張の必要起りしかは。各地において俄に勃興せり。即ち二十七年十月鹿兒島に商業學校を起しゝよりこのかた。熊本(二十八年四月)。高知(同年同月)。久留米(二十九年五月)。四日市(二十九年六月)。仙臺(二十九年九月)。富山(二十九年十二月)。高岡(三十年六月)。七尾(三十年九月)。岡山(三十一年二月)。尾道(三十一年八月)。靜岡(三十二年四月)。沼津(三十二年四月)。濱松(三十二年四月)。函館(三十二年七月)等に起れり。この他補習學校六校あり。

【商業教員養成所】はゝ三十二年三月規定したる實業學校教員養成規程第三條第二

項に依り文部省に於て創設したる者にて。高等商業學校長之を管理し。高等商業學校構內に置き。九月より授業を開始せり。同所規則の大要を擧れば。商業學校及商業補習學校の教員たるへき者を養成するを以て目的とし。在學中學資を補給し。卒業の後は定期間文部大臣の指定に依り教職に從事するの義務ある者とし。其修業年限を二箇年とする等是也。其入學したる生徒は地方長官の推薦に係る師範學校。中學校及甲種商業學校卒業生の學力程度に依り選拔したる者なり。其校地校舍は總て高等商業學校所屬のものを假用せり。

シヤウゲフクワイギシヨ　商業會議所の我邦に發生したるは。實に明治十一年のことなりき。其後十七八年頃より漸く各地において顯れ來りしかど。規模小にして論ずるほどのものなかりき。ことに東京の如きは其淵源を明治の初年。町會所の引繼より發し來りたれども。眞に商業會議所の資格を具へしは十一年以後の事なりとす。東京につぎて十一年中大阪。兵庫に起りしかど。兵庫は萎靡振はずしてやみぬ(兵庫區長神田兵右衛門。神戶商法講習所長甲斐織衛等。東京商法會議所の旨趣によりて。明治十一年十月十四日。兵庫に兵庫商法會議所を設立せしかと。種々の事情ありて十三年八月に至り中止せり)。されば大阪に起りしもののみ東京と竝び立てやゝ規模の大なるものとなれり(十二年に至り。大津に商法談話會起り。福岡に談話會起りしかど。商業會議所の資格を具へしは十七八年以後の事なりとす)。東京商業會議所は舊町會所より變遷し來れるものにして。維新の際政變によりて町會所は自然に廢せられたれども。其後故ありて再興せられしが。遂に又明治五年三月に至り全く廢せられたり。よりて井上大藏大輔。大久保東京府知事は七分金の殘額と舊町會所管理の地所とを。府下にて信用ある豪商數名に下附して。東京府中の道路橋梁等を營繕するに。この金額をもて支辨すべき旨を命せらる。是に於て豪商等は其說諭に從ひ。この年(五年)五月。日本橋坂本町に東京營繕會議所を設立し會議を開き。委員を選擧して府廳より下附したる金及地所(金六十七萬三圓十一錢九厘。地所數十箇所)を受取。之をもて營繕資本に充てゝ其事務に着手せしが。委員等は此共有金をもて。專ら道路橋梁の一分にのみ支辨し。他の有益なる事業を顧みざるは市民の志に非ざるべしとて。つひにこの年(五年)九月二十七日府廳に稟請して。東京會議所と改稱することとなれり。九年一月會議所の議事行務の分割を實施し。議員の投票をもて會頭。副會頭を選擧せしに。澁澤榮一會頭に擧げられ。ついて會議所管理の資金は市民の共有金なるを以て。府廳の管理に移し。會議所は收支の決議並に商工業の諮問に與かることとなれり。この年十一月區町村會議總則を發布せらるゝや。會議所は府知事に具申して。明る十年二月十八日解散したり。これより官民共に府下の商工業に關する諮問の場所を失ひ。大に其不利益を感ぜしが。ことに大隈大藏卿。伊藤內務卿は親しく誘導の勞を執られ。府下の商估もかねて志望することゝて。つひに澁澤榮一。益田孝。福地源一郞。三野村利助。竹中邦香等發起人となり。この年(十年)十二月二十七日。東京商法會議所設立の事を出願せり。府廳は十一年三月十三日之を允准せられ。尋て木挽町十丁目に商法會議所を新築して交付せらる(今の農商務省所在地)。又內務省勸商局より經費一箇年金千圓づゝ商法會議所保護金として下附せられ。大に獎勵保護せられしかば。發起人等は歐米の商業會議所に倣ひて。商法會議所を組織し。澁澤榮一を會頭に推選したり。さるを。十四年五月二十三日(第二十九號布告)農商工諮問會規則の發布により。發達の兆を顯し來りし東京商法會議所も。亦つひに解散するの止を得さるに至れり。されども東京商法會議所の會員は其不利益を見て。屢政府に勸告せし結果。十六年五月十六日。農商工諮問會規則を廢し。同時に各地方の便宜に從ひ。勸業諮問會竝に勸業委員を設くる事を達せらる。よりて東京府知事は十六年九月二十二日。東京市中の重立たる諸會社及組合の總代百二十名を木挽町の明治會堂に召集して。府下十五區聯合商工業會の設立を誘導せしが。つひにこの年(十六年)十一月二十日發會式を行ひ。東京商工會を組織せり。大阪も維新後全く商業の慣習を破壞せられ。殆と二百年間發達せし信用制度の如きは。つひに行はれさる事となりぬ。是に於て明治六年。四區長商議の上。重立たる商業者に對し。規則を設け。同業を團結すべき旨屢誘導せしも効なかりしが。其後十一年七月。五代友厚。中野梧一。藤田傳三郞。廣瀨宰平等主唱者となり。四區長及同志の商業者と謀り。大阪商法會議所設置の事を府知事に出願し。翌八月允准を得しかば。九月二日西本願寺津村別院において五十五名會合し。まづ役員の選擧を行ひ。五代友厚を會頭に。中野梧一。廣瀨宰平を副會頭に選擧し。申合規則を編成せしが。內務省勸商局竝に大阪府は其趣旨を嘉し。各一箇月金八十三圓三十三錢宛經費として下附せらる。十二年一月東區高麗橋通四丁目に新設し。十五日移轉開場式を行ひたり。これより大阪府は每年金千五百圓づゝを交附して保護せらるゝこととなれり。明治十六年以來各地において商工會起りしかば。政府は商業會議所條例を發布して。商業家の輿論を代表する公議所たらしめんと欲し。二十二年東京。大阪。京都。名古屋。神戶。橫濱。大

津。堺。長崎。福岡の十箇所より委員を上京せしめて種々諮問せられしが。遂に二十三年九月十一日(法律第八十一號)商業會議所條例を發布せられたり。こゝにおいて東京市は有志者三十餘名發起人となり。商業會議所設立のことを出願し。明る二十四年一月。商工會の財産を讓受け。日本橋兜町に之を設立したり(東京商業會議所は岩崎家所有地有樂町一丁目一番地を借入れて新築するとに決し。明治二十九年七月工事に着手し。三十二年七月落成す。現今の商業會議所是也)。大阪もこの年十二月芝川又右衞門。松本重太郎等條例に從ひて大阪商業會議所設立のとを出願し。明くる二十四年一月允准せらる。よりて舊商法會議所は解散するとに決し。曾て北區堂島濱通三丁目に於て新築に着手せし家屋を。新設大阪商業會議所に讓渡し。遂に解散したり。東京。大阪の外條例によりて設立せしもの今は五十三に達せり(三十一年調)。かくの如く各地において商業會議所起りしかば。聯合會を起して商議するの必要自ら起りぬ。よりて明治二十五年十月。始めて第一回聯合會を京都において開きしが。其後年々開會して第八回に及べり(第八回よりは每年東京に於て開くとゝなれり)。三十二年十月十日。北米合衆國ヒラデルヒヤに於て。萬國商業會議所の聯合會を開くや。横濱商業會議所(大谷嘉兵衞)。神戸商業會議所(山本龜太郎)より委員を派遣せしも。其他の商業會議所よりは派遣する者なかりき。只東京商業會議所は横濱商業會議所派遣委員大谷嘉兵衞に囑托して。東京商業會議所をも代表せしむることゝせり。【選擧競爭】商業會議所議員は其選擧に際し。別に競爭等なかりしが。二十七八年日清戰爭後商業勃興し。同所の勢力加はると共に。議員選擧の競爭起り。公けに運動を試むるものあるに至れり。

シヤウグワツ　正月。(ツキノヰミヤウ及シンチンを見よ)

シヤウコ　鉦鼓は。今代雅樂に用ふる唯一の金屬樂器なり。其種類は。鉦鼓。擔鉦鼓。大鉦鼓の三あり。擔鉦鼓は道樂に用ひ。大鉦鼓は舞樂に用ふ。二器とも普通には用ひざる也。さて大日本史曰。鉦鼓。青銅爲レ之。圓徑五寸餘。高八分半。厚一分半。前面隆起。背後漸凹。正中平正。是爲二擊處一。左右外邊有レ耳。施レ條繫二之架一。架以レ木作レ輪。內徑九寸。上施レ鉤縣レ鉦。左右施レ鐶。結二兩耳之條一。前面又施レ鉤縣レ桴。外邊上以レ金作二火形一。左部雕二雲龍一。右部彫二鳳凰一。輪下施レ柱。接レ柱以レ趺。柱上下傍竝刻二雲形一。總高二尺三寸半。桴二。長一尺四寸。頭施二水牛角一。徑八分許。凡金革之屬。竝有二鑿架一。蓋所謂簨簴也とあり。さてまた鉦鼓の譜は。樂家錄曰。鉦鼓體源之譜字。左右共用二生之字一。或用二金之字一。於二唱歌一。則左桴謂レ久。右桴謂レ禮也。抄。左桴書二吉之字一而唱二之儀一。右桴書二令之字一而唱二之禮一とあり。三才圖會に。事物起源云。黃帝內傳。玄女請レ帝鑄二鉦鐃一。以擬二雷擊之聲一。乃今銅鑼其遺事也。鐲似二小鐘一。鐃似レ鈴無レ舌有レ秉。軍法。卒長鳴レ之爲二鼓節一。周禮。鼓人以二金鐲一節レ鼓。以二金鐃一[illegible]レ鼓。即無二鉦名一。則鐲鐃通謂二之鉦一矣。按。鉦。古之樂器。金鼓也(今不レ用レ之)。淨土宗唱二佛名一敲レ物。呼曰二鉦鼓(同名異形)一。此本二於樂器之鉦鼓一爲レ之矣。」又鹽尻に。稱名念佛に鉦鼓を撃て聲を和するは。空也上人松尾の示現を蒙り。神前の鰐口を得て。之を撃て念佛せしより始まると俗傳にいふ。但し勝尾寺の勝如上人。延暦十四年二月。其親逝する時。金鼓を打て佛號を唱せし事傳に見えたり。空也は延喜三年に生れられしかば。いと後の事也。金鼓　鉦鼓一物異名。鰐口とは俗稱。是も亦金鼓にして樂器なり。半面なるを鉦鼓と稱し。兩面なるを金鼓といふ」とあり。

シヤウサウ　將曹は。近衞の將監の次の官なり。攝關及び大臣等兵仗を給ふ隨身の家に任ずるものにして。樂人なりとも。此に任ずるものとす(有職問答)。

シヤウジ　障子は。家內の室を仕切る建具の總名なり。されども近世は白紙單張を障子と云ひ。兩面に模様ある紙を張たるを唐紙と云ひ。以て別種のものとせり。和名抄云。障者隔也。衆也。屏風之屬也」とあり。嬉遊笑覽に。古への障子と云へるは多くは衾障子の事にて。今いふ障子はあかり障子なり。さて又ふすま障子といふ由は。衾をひろげたらむやうに張たる故なり云々と云り。三才圖會に。障子格。兩面張塞不レ見レ明。而可三以隔二寢間一。古代の障子多くは縁を取たり。衾も縁あれは(今俗かゞみぶとんと云)其形似たり。秋夜長物語に。書院の杉障子と有り。是今の杉戸なり。衾障子も今はふすま。又たゞ唐紙にて通用す。詞略に過たり。到來集「桐の葉は次第〳〵に落うせて。幾秋ふるき韓紙障子」。世話盡「法の道も近き生死の海越に。硯の墨をつけなからかみ」。寛文。延寶の頃よりもかく云り。古へも障子の骨などは。さまでかたく作れる物にはあらじ。清少納言。あしうあくれば。さうじ

なども。おぼめかしうごほめくこそしるけれと云り。さて又白石翁云。昔の腰障子は人のつくばひて影のみえさる程に腰高からし。今の腰ひきゝ障子は。古田織部の物ずきにて。近代の作なりと云り。事跡合考に。加藤清正の居所。四方の障子最古風に腰高き障子にて。總てその骨木の外の方。鐵の筋かれを入れ。外の方に一本とに鐵の框を仕込たりと云。これ白石翁が說にかなへりと見ゆ。往昔は一口に障子と云はす。ふすま障子。明り障子。ついたて障子など稱へて。其品を別てり。四季草に。障子の事。古代よりふすま障子。あかり障子。ついたち障子あり。【ふすま障子】は表裏兩面をはりて繪をかき。或はからかみにてはるなり。職人歌合に。から紙師あり。歌に「そら色のうす雲ひけどから紙の。したきらゝなる月のかげかな」。庭訓往來にも唐紙師あり。平家物語長門本（卷十伊豆國目代兼隆被レ討條）に。火白くかきたて。からかみの障子を立たりけるをほそめにあけて云々。又禁中に賢聖の障子。荒海の障子。はれ馬。よせ馬の障子。李將軍の障子。養由基の障子など立られたる事。古今著聞集。禁秘抄等に見えたり。皆繪を書たるなり。【あかり障子】は薄き紙單にて片面ばかり張たるなり。つれ〴〵草に。相模守時賴の母は松下禪尼とぞ申ける。守を入れ申さるゝ事有けるに。すゝけたるあかり障子のやぶればかりを。禪尼手づから小刀して切まはしつゝはられければ云々。【ついたち障子】は。今世ついたてといふ物なり。古今著聞集に。小野宮殿のおとゞ。ついたち障子に。小松をかゝせんとて。常則をめしければ云々。又云。淸涼殿の弘庇に。ついたち障子をたてゝ。昆明池を圖せられたり云々。などあり。貞丈雜記の說も同しさを以て略せり。去れば唐紙と云は。唐紙障子の略語にて。種々形のある唐紙を張りしよりの名なり。又今は紙を張らで。ガラス板を張りたるも世間には多し。

【賢聖(ケムシヤウ)の障子】はケの部にあり。

シヤウジ　莊司。（シヤウヱムを見よ）

シヤウシ　床子。宮殿調度圖解に云く。床子(サウジ)は机やうの腰かけなり。雅亮裝束抄身屋庇の調度たつる條に。其の樣を記して。「大さうじは御帳の西の間の。身屋の柱のきはに立つるなり。其のてい。上は簀子にて。長さ三尺ばかり。脚の高さ二尺ばかりなるを。ふたつさしあはせて据ゑて。上に高麗を。唯牛帖のやうに打裏を付けて敷きて。其の上に菅圓座を敷きたり。」とあり。增鏡秋のみやまの段に。「安福殿の釣殿に床子立てゝ。東面におはします」とあるも。やがて此の大床子の腰掛なりけり。但し倚子と床子との差別を按するに。倚子は後竝びに左右に勾欄あり。床子にはさるたよりなきものなり（イスの部參看）。

ジヤウシ　上使。將軍より諸大名等に賜ふを上使といふ。德川氏時代には上使には老中の上使あり。奏者番の上使もあり。高家（公家への使）。御小姓。御使番等の別あり。之を受る大名の家の格式によりて使の身分も一樣ならず。參府（江戸へ參勤を云）お暇（歸國）の節に。老中一人を上使として上意を傳ふる家は。尾州。紀州。水戶。加賀。薩摩。仙臺。宇和島。細川。黑田。淺野。毛利。池田。鍋島。藤堂。蜂須賀。越前。山內。有馬。佐竹。上杉。雲州等即ち十八國主と稱する家のみなり。宗家も同じく國主なり。宇和島。立花。丹羽之を准國主とす。其他は皆な御譜代大名と云ひ。其中に願御譜代と云は。秋田。有馬。相馬。片桐。水谷。脇坂等を云。さて右の國主大名へ御暇の上使として。老中來るときは。必らず白銀。卷物等を賜はる（三家は賜物なし）。次の日登城して。御暇のお禮をのぶ。此ときは御座の間に於て老中の取合せあり。上意ありて馬を拜領す（仙臺。佐竹は馬出產地ゆゑ拜領なし。歸國の後使者を以て樽肴を獻す。その時卷物を賜はるなり）。准國主のお暇。參府は大抵奏者番を上使とす（會津は參府の時のみ老中）。國主大名へ鷹の鶴を賜はるとき。又は雁。雲雀を賜はるときは。使番を上使とす。三家老中病氣の時は。小姓を以てお尋ねあり。大名病氣の時は奏者番にて御尋あり。死去の節のお使は。三家のみ老中。外は奏者番也（香奠拜領の家また種々あり。煩はしければ略す）。上使の模樣を記さむに。諸家の有樣一々述ぶる事は。また煩はしき次第なれば。一例として島津家への上使を左に記すべし。

【島津家】は鷹の鶴を拜領すべき家筋にてありし。鶴の上使は使番之を勤む。病氣のお尋ねも使番なり。修理大夫殿病氣なれば親類の大名を名代とす。左もなきときは自ら之を受けらるゝなり。當日使番は熨斗目あるひは染帷子にて。麻上下を着す。上使來ると云ふことは。前日に知れる事なれば。當日島津家より途中にて幾人となく家來を出して窺はす。是よりさき。拜領の品をば。上使を命ぜられたる使番。之を御納戶より受け取り。長持へ納め（物品は白木の臺へ載す）封印をつけ。御徒目附へ渡す。目附は之を受取り。當日小人目附を從へ。長持を守護して。上使より先に島津家にいたり。玄關にて用人に渡す。其拜領物は。上使來るまで預り置く。而して徒目附は表門の外に扣へて上使を待つ。上使は駕籠に乘り。左右に中小姓二人。徒三人。挾箱。押一人。牽馬。外に用人一人相從ふ。表門の前十間許り近くへ來て。駕籠をとむ。此とき島津侯は。表門地覆外まで出迎ふ（表門地覆外へ出迎は有馬。淺野と島

津のみなり。加賀は地覆外まで家老を出し。自分は玄關敷臺まで出る。仙臺は表門地覆際まで。越前家は玄關の下座敷まで。上杉は表門地覆内まで。長州は門内の中程まで等。いろ〳〵あり。皆先例を守る也)。家老以下何れも麻上下にて。門内に蹲踞出迎ふ。上使表門に來るまで。島津侯地覆の外に立つ。徒目附は門の外にて。上使に御鳥(或は拜領の品を差す)相渡候間退散仕る」と述ぶ。上使は一寸會釋す。島津侯上使と二間ほど隔て會釋ありて先へ立つ。上使之に次いて通る。左右に島津家の家來居ならび平伏す。上使は玄關敷臺にて草履をぬぎ。上へのぼり。板廊下より疊廊下までの間刀を差したる儘にて通る。疊際にて刀をぬく。其とき島津家の家來出で丶刀を受取り。持て跡よりつゞく。座敷の内にも。玄關より廊下まで家老以下大勢居ならびて。何れも平伏す。されど上使は見向もせず。會釋にも及ばず通るなり。島津侯は上使を案内して圖中㊀の所へ着座。平伏す。上使は……の筋道通り入り會釋して●の處へ着座。拜領物は臺へ載せ。二人して中腰に之れを持たすなり。島津侯上使の方に向ふ。その時上使は前へ差したる扇をぬき取るを相圖に。島津侯㊁の處へ進みて兩手をつく。上使上意をのぶ。其の詞は「御意なさる。大隅守病氣大切の段達二上聞一。御尋として上使なし下さる」とのぶ。

床の間　花

棚

拜領物

上使

上使　刀掛

㊁島津侯

㊂

㊀

島津侯初此へ坐し上使歸るときもまた此へ坐す

下座敷

玄關の方

勝手口

取持の坊主

島津家の家老

參府お暇の上使ならば老中來る。其模樣は大略同一にて。上意は「御意なされ候。今度參府の段上聞に達し。太儀に思召され候。御序次第御禮仰付らるべく候」とのぶ。死去のときの上使には「御意なさる。誰死去愁傷たるべく思召され候。依レ之上使なし下さる」。また「上使を以て御香奠下さる」など丶云ふ。島津家へは白銀五十枚香奠として賜はる例なりとぞ。島津侯は平伏す。つぎに拜領物の方へ向つて平伏して退座。此とき拜領物は臺の儘次の間へ引く。右引くを見て上使は●の處へ下る。その時刀掛を持出し。刀を持ちたる家來刀を持來りて掛ける。右大床には唐畫の大幅を掛け。左の方に古銅の花瓶へ若松を一本たてる。棚の上には。料紙硯箱と卷物を盆へ載す。上使下座へつき。自分の禮をのぶ。此の時島津侯㊂の處へ出座あり。次に麻上下の侍三寶へ熨斗をのせて持出で。眞中へ据て直ぐ引く。次に別の侍。薄茶持ち出で上使にさ丶ぐ。取て之を呑み。左の方へ置く。直ぐ侍來て茶碗をひく。次に本膳を持ち出で膳を置き。傍に侍扣ゆ。取持の坊主少し進むとき。此方へ向つて上使は會釋す。此れにて膳をひく。其とき上使は起て元の上座●へ居直り。扇をぬき取る時。島津侯また前へ進みお受の詞あり(此のお受も家によりていろ〳〵あり。お暇の時には「上使を以て在所への御暇下され拜領物仕り。難有仕合に奉存候。御受の儀憚り多く奉存候間。御老中方まで。宜敷申さるべく候」とのぶ。病氣御尋なれば「上使を以て何の守病氣御尋下され云々」と云ふ。いづれも大同小異なり)。右畢て上使起つ。島津侯先へ立ち。元の如く門の外まで送る。此日島津家より。使者を以て上使の自宅へ挨拶あり。太刀。馬代。大判一枚。干鯛一折。白縮緬五卷。隱居あれば隱居の老侯よりも贈る。上使は歸て復命す。その模樣は略す(千代田大奥に據る。)【使者】大小名對等の間に相往來するを使者と云ふ。貞丈雜記に曰ふ。【使節】と云ふも使者と云ふ事なり。使者と云ふよりは使節と云ふは賞翫のよし貞衡説なりとあり。

ジヤウシ　上巳は。三月上巳の日(陰曆)にて。此月は辰月なれば。巳を除日とし。不祥を除くと云り。梁沈約か宋書に。魏より以後三日を用ゐて巳の日に拘らすといふ。此日身そきの祓なとするなり。もと漢土の習俗なるか。此方に傳來して。古くより慣例となれり(委くは曲水宴參看)。三月三日を用ふる故重三ともいへり。德川幕府の例。此日を祝日となし。侯伯熨斗目長上下にて登營し。上巳の賀を述ぶ。諸藩またこれに倣ふ。よりて都鄙ともに此日を祝ふことなり。日次紀事云。凡五節供内。今日婦女重レ之。製二草餅一各食レ之。草用二鼠麴草一。倭俗母子草。蓋此草存二母

子之名。故用レ之作レ餻。期ニ母子倶全一。今專用レ艾代ニ母子草一。俗間には雛祭あり。白酒など節物となす。禁裏には雛合あり。嬉遊笑覽に。【鬪鷄の事】雄畧紀七年。吉備下道臣前津屋以ニ小雄鷄一呼爲ニ天皇鷄一。拔レ毛剪レ翼。以ニ大雄鷄一呼爲ニ己雞一。著ニ鈴金距一。競令レ鬪レ之とあり。これ左傳に季郈が鬪鷄の事をいふか。季氏芥ニ其羽一。郈氏爲ニ之金距一と有。此法を用ひしなるべし。和名抄に。玉燭寶典云。寒食節城市多爲ニ鬪雞之戲一(鬪雞此間云ニ止利阿波世一)。台記に天慶元年三月四日。鬪鷄十番有レ之。此によりて後世專ら三月の節物たり。殊に好みたるものは何時と定りたる事はあらず。唐には明皇。本邦には相模入道など。尤これを好めり。今禁中には毎歳三月行はる。日次紀事云。禁裡清凉殿南階前有ニ鬪鷄一。諸家中雲客被レ出レ之。仙納彌市預ニ此事一。決ニ勝負一。是亦稱ニ行事一。御傘に云。雞合は夜分にあらず。三月三日にある故に春に成といふ說あり。たしかなる節會にあらず。平家物語にも。三月ならでせし事あり。禮記にもこの事あり。京童はいつもする事なれば。雜にして置べき歟。しやむといふ鷄あり。わきてよく鬪ふ。故にこれを鬪鷄と名づく」といへり。此事は近來まで行はれし事なるべし(ヒナマツリ參看)。

シヤウシクワイ　尙齒會は。年齒の高きを尙ふの會にて。主人も客も齒高き人集りて。歌よみ詩作り管絃を催し。饗宴して遊び娛しむなり。また主客の外に座席に陪する人もあり。これを【垣下(エガ)】の人といひ。別に垣下の座を設けて相伴するなりとぞ。此會もと唐の白樂天が香山九老會より起れりといふ。樂天晚年浮屠を信し葷を食はす。香山居士と稱し。常に胡果か輩者高年にして官位せざる人々と燕樂す。世人これを慕ひて九老圖を畫かけり。此方にては大納言南淵年名。小野山莊に於て尙齒會を設く。これ此會の始なり。古今著聞集云。尙齒會は唐の會昌五年三月二十一日。白樂天履道坊にしてはじめておこなひ給ひける。我朝には貞觀十九年三月十八日。大納言年名卿小野山莊にてはじめておこなはれけり。又安和二年三月十三日。大納言在衡卿粟田口の山莊にて行はれける。其後天承元年三月二十二日。大納言宗忠卿白河山莊にて被レ行けり。七叟の筭。三善爲康(年八十三)。前左衛門佐藤原基俊(七十六)。前日向守中原廣俊(七十)。亭主(七十)。式部大輔藤原敦光朝臣(六十九)。右大辨實光(六十三)。式部少輔菅原時登(六十二)。此中に基俊は病に依て詩ばかりを贈りけり。時登序をば書たりけり。垣下に中納言師時以下侍けり云々。又同書。承安二年三月十九日。前大宮大進淸輔朝臣。寶莊嚴院にて和歌の尙齒會を行けり。七叟散位敦賴(八十四)。神祇伯顯廣王(七十八)。日吉禰宜成仲宿禰(七十四)。式部大輔永範(七十一)。右京權大夫賴政朝臣(六十九)。淸輔朝臣(六十九)。前式部大輔維光朝臣(六十三)。淸輔朝臣假名序書たりけり。敦賴衣冠に櫻のあつきぬ三をいたして。鳩杖をつきて久利皮の沓をはきたり。淸輔朝臣は布袴をぞきたりける。進退の間大貳重家卿裾をとり。皇后宮亮季經朝臣沓をはかせけり。兩人淸輔朝臣か弟なれども。座次の上﨟にて有けるに。このかみを尊みて深く此禮有けり。悅にたへす。後日に父顯輔卿子孫の中に此道にたえたりとて。淸輔朝臣に傳たりける人丸影破子破を。重家卿子息中務權大輔經家朝臣に讓られけり。和歌の文書季經朝臣に讓てけり。すべて尙齒會多くは詩會にこそ侍に。和歌は珍らしき事也云々。又養和二年。春賀茂神主重保又尙齒會行たりけり。七叟成仲宿禰(八十四)。勝命法師(七十一)。俊惠法師(七十)。片岡禰宜家能(六十五)。祐盛法師(六十五)。重保(六十四)。敦仲(六十二)。勝命法師假名序書たりけり。此度は異る事なかりけるにや。抑七叟の中に僧交りたるをおほつかなし」。右の外にもあるべけれど。今は見當れるまゝに揭けつ。また近代にありては。寶永五年十二月。谷中感應寺(今の天王寺)の隣なる空無の廟室に。尙齒會あり。此時渡邊幸庵百二十七歲にて上座なり。倚子による。妙心寺派の僧二人紫衣。俗人素襖袴にて着座す(長生殿裏春秋富。不老門前日月遲。此詩を書して床の間に掛おけり。是上席の者の古實なるよし。幸庵は本國攝州。生國駿河也。天正十年壬午に生る。仕官の比は樣々の勳功あり。仕を辭して後便船して唐土にいたり。天竺。阿蘭陀を始。其餘の諸州をめぐり。九十九歲の時歸朝し。寶永八年に卒)。又正德五年三月。生島幽軒八十歲にて尙齒會あり。列座の耀志賀隨翁(百六十七歲)。小森閑齋(百三十六歲)。古結宗見(百八歲)。石寺宗壽(九十七歲)。下條七兵衛(九十一歲)。茶人谷口一雲(九十一歲)。岡本半之丞(八十三歲)。又享保十一年十一月十八日。大道寺友山翁尙齒會(志賀隨翁其餘六人の翁會すと云姓名未詳)。以上武江年表所載。また天明六年三月七日。德川家にて浚明院殿五十初度を賀せらるゝ時。若年寄酒井石見守忠休。加納遠江守久堅。御側佐野右兵衛尉茂承。松平因幡守康鄕。尙齒會の御宴に列なり。八丈縞を賜はり。且紅裏つけたる衣服を着する事をゆるされたり(一話一言)。これ天明尙齒會といひしよしなり。

シヤウゾク　裝束とは。古くは。裝飾の事にて。室內を飾る事を云へり。德川氏の初ころより。束帶と云へる一種の服裝を云ふ。冠。袍。石帶。下襲。裾。表劍。笏。靴なとを具備して裝束する事にて。正禮の場合をいふ。しかし後には能裝束。火事裝束なとに云て。特別の服裝を具備するにも用ふ。舞裝束はマの部に出せり。

ジヤウダイ　城代は。主將の代りとして城に留守する者をいふ。近古戰國の頃には此の名いと多し。然れとも皆な一時の稱なり。德川氏に至りては一つの職となれり。元和元年乙卯五月大阪城陷り。德川氏松平下總守忠明を此に封す。同五年己未七月。忠明を郡山に移して城番となし。内藤紀伊守信正をして之を守らしめ。稱して大阪城代と云ふ。則ち信正を城代の始とす。以來城代に任すへきものは十萬石已下幕府譜代の大名を以て當職に任す。其職權は所司代に次く。在任中役料一萬石を給し。與力十騎。同心五十人を添ふ。此外駿府に城代を置く。寛永年中大久保玄蕃頭忠成これに任するを始とす。

シヤウテムロク　賞典祿は。國家王室に對し特殊の功績を現はしたる者を褒賞するの祿制とす。明治二年正月晦日。高十萬石を以て復古の功臣戰功の將士の賞典に充行はるへき決議に付。軍務官に命して軍功の優劣を檢覈せしむ。同年九月十四日。北疆の流賊平定に付總督參謀等に賞典を賜ふ詔あり。同九月二十六日從一位三條實美を始め復古の功臣に賞典祿を賜ふの詔あり。同四月士卒へ賞典祿分割給與の儀あり。同六年士族竝元卒賞典祿百石未滿の者へ奉還を許し。其十二月資金被下方規則を定めらる。同八年七月。賞典祿奉還許可の儀を止めらる。同年九月。華士族平民賞典祿本年より米額の稱呼を廢し。每地方貢納石代相場明治五年より七年迄三ヶ年の平均を以て金祿に改定支給せらる。同年十二月。其處分方を定め家祿同樣課稅せらる。同九年八月。其制限を改め一時に下賜し。金祿公債證書發行條例を定め十年より施行せり。こゝに於て賞典祿は凡べて金祿公債證書を以て下賜せらるゝにいたれり。後勳章及び。褒章の制を頒布せられて賞典祿は自然廢止せり。

シヤウナウ　樟腦は。我國の特產にして。海外市場に聚散するところの樟腦は多くは本邦產にあらさるはなし。樟腦の製造の起源は今詳ならすと雖も。樟材の事はふるく日本紀。古事記等に專ら船材等に用ひられたること散見す。即ち和名抄には。楠。和名久須乃木。豫樟とあり。樟。楠通して用ふ。延喜式に楠本神社。樟本神社通して久須といふ。本草啓蒙に楠はゆずりはとするは非なりとあり。【樟腦】は樟樹より生する脂膏なり。本草類篇には【くすのきのやに】といひ。日本所々有之。木中脂如白霜と記せり。此製造の事何代に開けしやは詳ならす。近代に至り。濫伐を防く方法を講したるは。古くより其產地として聞えたる和歌山地方とす。和歌山藩制度調査に。正保二年九月幕府は杉。檜。柏。槻。楠。松の六木。御留山は言に及ばず。何の山にても理なく伐取り申間敷との令あり。降て天保。嘉永年間に至りて。鹿兒島藩は樟樹の逐年減少するを以て實植法を用ゆ。專ら樟腦製造の原料を播殖せしめんかため也。天保。嘉永年間。鹿兒島藩臣山本莊兵衞大に林業を興し。樟樹實植法を發明す。莊兵衞性藝植を好み。殊に山林の事業に長す。天保中。該藩の作業樟腦製造の小頭職たり。當時樟腦の製造は天產の樟樹を伐採するのみにして。未だ栽植を勉めさるか故に。樟樹逐年減少す。莊兵衞深く之を憂ひ栽植の業を起さんと欲す。既にして該藩吏に莊兵衞に楠實植付竝に諸木植付掛を命して。事に此に從はしむ。是より莊兵衞百方經驗。屢〻失敗を取ることありと雖も。少しも撓まず。功を將來に期して勉勵怠らず。一日鳥糞中能く樹實の生育するを見て悟る所あり。遂に一種の樟樹實植法を發明し。苗圃を各所に設け之を試播す。而して悉く生育するを以て。藩廳に請ひ。又自費を抛て各神社境内及各地の原野等に栽植せり。當時此の擧を迂遠とし笑ふ者ありと雖も。莊兵衞斷乎として動かす。益之を務めて怠らず。嘉永六年に至り復自費を投し。薩摩郡水引鄕新田神社の境内に該樹を栽植し。素志を國歌に詠して之を神前に納むと云。是より先き藩主齊彬藩吏中島精六なる者に命し。攝州木の部を始め諸國の山林を巡見せしめ。後鹿兒島市街の近傍に一區の苗圃を設け。大に領內に栽植するの基礎を定む。尋て日向の諸縣郡高岡鄕內山林字吉川山林に伐木の業を起し。其利潤を以て山林增殖の資と爲さんと欲し。莊兵衞を擧て之が支配人と爲し。伐木發賣より苗圃設置及び山林移植の事に至るまでを擔當せしむ。莊兵衞欣躍産を抛て此業に從ひ。其男藤助等を伴ひ。江戶。大阪其他著名の山林を巡視し大に得る所あり。歸國の後意見を開陳し其職を盡す。藩主其の功勞を賞す。莊兵衞安政三年病を以て歿す。男藤助其職を繼き。亦能く力を栽植に盡す。甞て九州地方を始め。中國。北國等の山林を巡視して其方法を探究し。江戶に至て滯在す。時に藩主の命を受け更に紀州熊野に到り。炭燒等の方法を探究し。見聞錄を筆記して江戶に復命す。歸國の途次木曾山中及大和地方の山林を巡り。其得失利害を詳にす。又文久二年より慶應元年に至るまで。鹿兒島より日向地方に通する字福山街道と稱する本道及支道延長五里餘の竝木。松苗三萬五千七百八十本。楠苗一萬九百本。杉苗二千本を栽植する等功蹟頗る多しといふ。

【近今の樟腦製造業】三十二年の調査には。大阪。兵庫。長崎。三重。德島。高知。福岡。佐賀。熊本。宮崎。鹿兒島に於る製造戶數は（樟腦）百五十九戶。（樟腦油）百二十三戶あり。而て皆原料缺乏を告ぐ。三十一年臺灣諸開港外國貿易一覽に曰く。內地の

樟樹は比年伐採して殘すところ幾許もなき折柄。日清戰爭に際し。英商ノースなるもの投機的買占めをなし。本品の主產地たる紀伊。土佐。九州等にあつて。爭て殘木の伐採に着手し。腦材殆んと滅盡せんとゝるの情況に陷りしか。臺灣の我版圖に歸せしより。內地人の斯業に從事する者漸次增加し。且つ本島產の腦油を內地に回漕して再製の料に供するもの亦隨て多きを加へたりと。同書に又曰ふ【臺灣樟腦】の主產地は舊新竹縣管下に在りては。五指山。南庄。北埔。馬武督。油羅等なり。舊苗栗縣管下に在りては。獅潭。大湖。南湖。桂竹林。八角林等なりとす。往時は大嵙崁地方の產出頗ゝ多かりき。而て之を製熬するには。樹液少くして腦分多量なる秋冬の交を最も好とし。春夏は樹液多くして腦分少きのみならず。降雨頻々。動もすれば溪水氾濫の爲め。業務を中止する等の不便あるを以て。製腦に適せずといふ。三十一年外國貿易概覽に曰ふ。近來內地に於ける樟樹は稍く減少し。其價格非常の高價となりしため。內地の製造高も次第に減少し。本年の如きは殆んど輸出額の十分の一に過ぎざりしを以て。其餘の十分の九は皆臺灣產を取寄せ。內地にて精製して之を補充するの有樣なり。目下臺灣島產の內地に來るものは重に【油】なり。神戶港へ入荷高。一ヶ月大約二十五萬斤內外にして。之を精製するときは。大約十二三萬斤の腦を得る割合なり。樟腦油には白油。赤油の二種あり。赤油は輸出一方にて。白油は價格次第にて內地に用ゐらる。用途はテレピン油の代用若くは石鹼の製造也。【本邦產と臺灣產】元來本邦產は其品位の臺灣產に比し。大に優等なるを以て。歐米商人の間に信用を博し。臺灣產に比すれは常に高價を以て取引せらるゝの慣例なりしに。近時に至り內地產は臺灣產を混入するの聞え。歐米市場に傳へられ。本邦樟腦の聲價大に下れりと。【稅則】明治三十年八月總督府は律令第九號にて樟腦油稅則を發布し。同卅二年六月律令第十五號にて。改て同府の專賣業とせり。

ジヤウフ　上布。寬文年間大和。越後。周防。陸奧等より精好なる苧布を織出せり。之を上布と云。かすりあり。縞あり。享保年間越後小千谷の機職かすりちゞみを製出す。其最上品を上布といふ。いつれも夏時の服に用ふ。薩摩もまた上布を出す。薩摩上布の條を見るべし。

ジヤウブクロ　狀袋。(テガミを見よ)

ジヤウヘイソウ　常平倉。(ギサウを見よ)

シヤウヘウ　商標は。商工農業者の製造販賣品に付する家號印章なり。德川幕府の時には之を目印と稱し。未だ商標の制規を設けず。其物品により營業者自家製造品の目印を貼付或は記載して。取引上の便利に備へたれども。唯ゝ客の鑑別に便したる者なり。其の頃の引札又は包紙等には。近頃紛はしき品有之候に付目印御覽の上御求可被下等の文句を印刷せる者多し。目印は∧山形。仌二重山形。从入山形。「カギ。○丸。□カク。井ゲタ。▢スミ切り角等に文字を記したる者又は物の形を畫きたる者多し。明治十七年六月七日。勅令第十九號を以て商標條例を制定し。同年十一月一日より施行の旨布告せらる。是れ本邦商標條例の嚆矢とす。其條に曰く。一。商標は農商務省の商標簿に登錄を經たる時は。其所有主に於て登錄の日より十五年間之を專用するの權を有す。」二。商標を專用せんと欲する者は願書に見本並明細書を添へ登錄を願出つ可し。其明細書には商標の說明。用方並其商品の名目種類を詳記す可し。」其登錄を經たる者は登錄證を下附す可し。」三。商標の登錄を願出つる者あるときは。願書の日附より二ヶ月間之を留置。其間に之と抵觸す可き願書到達せされは之を登錄す可し。」若し二人以上同一又は相紛らはしき商標を同一種類の商品に專用せんか爲め登錄を願出つる者あり抵觸するときは。其願書日附の後なる者を却下す。其日附同しき者は共に之を却下す可し。登錄商標は農商務卿に於て衆庶の觀覽に供する爲め便宜の方法を定む可し。」五。左の商標は登錄を願出つることを得ず。」已に登錄せる商標と同一又は相紛らはしき商標にして同一種類の商品に用ふる者。」地名人名家號會社名のみを以てする者又は商品普通の名稱或は內外國の旗章のみを以てする者。」同業者普通に用ひ又は商業上慣用せる目印を以てする者。」新に使用する商標にして本條例頒布以前より現に使用者ある商標と同一又は相紛らはしき商標を同一種類の商品に用ふる者。」六。登錄商標主其專用年限中轉籍轉居又は氏名を變換したる時及廢業し又は休業一ヶ年に及たるときは三ヶ月以內に之を屆出つ可し。」七。登錄商標專用年限中其相續者に於て其業を相續したる時は三ヶ月以內に之を屆出つ可し。」八。登錄商標主其商標の專用權を他人に讓與又は分與せんとする時は更に其登錄を願出つ可し。但專用年限は最初登錄の日より通算す可し。」九。登錄商標を他の種類の商品に兼用若くは轉用し又は之を改正せんとする時は更に其登錄を願出つ可し。」前項の塲合に於ては第三條に依て處分す可し。」十。登錄商標專用滿期の後之を續用せんとする者は滿期三ヶ月前に更に其登錄を願出つ可し。十一。登錄證を毀損遺失したる時は其再渡を願出つ可し。」十二。商標を登錄せし後。第五條に觸れ又は登錄願書及見本明細書に相違の事實あることを發見したるときは。其登錄は無効に歸し。登錄證を返

納せしむ可し。」十三。登錄商標主其業を廢したる時は廢業の日より其專用權を失す。休業三ヶ年に及ふ者亦同し。」十四。商標の登錄を願出つる者は左の手數料を納む可し。但願書を却下するときは之を返附す。」商標一個に付金十圓。但一商標を數種の商品に兼用若くは轉用する者は其商品一種每に金五圓を加ふ。」商標の讓與分與又は改正を願出つる者及滿期續用を願出つる者は商標一個に付金五圓。」登錄證の再渡を願出つる者は商標一個に付金一圓。」十五。登錄商標主其專用權を侵されたる時は。之を告訴し竝要償の訴を爲すことを得。」十六。登錄商標を僞造して使用したる者。」十七。登錄商標に相紛らはしき商標を造て使用したる者。」十八。第十六條第十七條の違犯に係る商標を附したる商品を情を知て販賣したる者は罰あり。」本條例頒布以前使用する商標を專用せんと欲する者は。本條例施行の日より六ヶ月間に於て。其登錄を願出つ可し。其願書は本條例施行の日より八ヶ月間之を留置し。其間に之と牴觸す可き願書到達せされは之を登錄す可し。」若し二人以上同一又は相紛らはしき商標を。同一種類の商品に專用せんか爲め登錄を願出つる者あり。牴觸するときは。其願書日附の前後に拘はらす。農商務卿に於て其商標の使用最久しきと認定するものを登錄して。其他を却下す可し。」本條例第三條に依り處分す可き願書と雖も。本條例施行の日より八ヶ月間之を留置。第一項に依り願出つるものに牴觸するときは其願書日附の前後に拘はらす之を却下す可し。」前二項の場合に於て願書を却下するときは其手數料を返附す。」また布達別册を以て商標登錄願手續の條目を勅令と同日に達せらる。其第十一條に登錄商標を使用する商品の種類を定むること左の如し。但願人に於て其種類を判知し難きものは。農商務省に於て之を判定す。」商品の種類。第一種。化學品及藥劑。酸類。鹽類。アルカリ。漂白粉。護謨。樹脂。膠。燐。石鹼。酒精。グリセリン。キナエン。モルヒネ。丁幾劑。舍利別。煎劑。丸藥。膏藥。藥油。麝香。丁子等。第二種。染料及顏料。藍玉。藍靛。紫根。紅。朱。丹。綠青。燒青。洋靛。白粉。胡粉。藤黃等。第三種。塗料。漆。假漆。ペンキ。澁。靴墨等。第四種。香料及燻料。香油。髮膏。香袋。香水。炷香。線香。煉香等。第五種。金屬及其半加工品。銑鐵。鍛鐵。鋼鐵。條鐵。鐵葉。鐵板。銅。銅板。銅鐵線。鉛。鉛板。亞鉛。亞鉛板。錫。合金等。第六種。金屬の製品。鑄物。打物。彫鏤品及編物等。第七種。利器及尖刃器。鎌。鋸。鑿。錐。鏨。針。釘。剪刀。小刀。剃刀。庖丁。鳶嘴等。第八種。貴金屬及其製品(アルミニウム金。ニッケル。銀の製品も此中に屬す)。黃金。銀。四分一。紫銅其他貴金屬の合金鍍品及彫鏤品等。第九種。珠玉及其彫鏤品。珊瑚珠。眞珠。瑪瑙。水晶。黃玉。碧玉等及其摸造品。第十種。鑛物類(但石炭は。第五十一種に屬す。)第十一種。石材及其製品竝彫鏤品。石板石。大理石。砥石。石器等及其摸造品。第十二種。漆喰類。漆喰。セメント。石膏等。第十三種。陶磁器類。諸種の陶磁器。土器。坩堝。瓦。煉化石等。第十四種。七寶燒。第十五種。玻璃及其製品。玻璃壜。玻璃管。彩色玻璃等。第十六種。機械類。紡績機。裁縫機。製糖機。印刷機械其他諸製造機械。蒸氣の機關及鑵等。第十七種。農工器具。鋤。鍬。唐箕。熊手。釘拔。鐵鎚。繩墨等。第十八種。學術上の器械類。理化學。醫術及測量等の器械。第十九種。度量權衡。第二十種。運送用の車類。荷車。馬車。人力車。自轉車等。第二十一種。樂器。琴。三味線。胡弓。笛等。第二十二種。時計及其附屬品。第二十三種。銃砲。彈丸。火藥。煙火類。第二十四種。蠶種紙。繭。第二十五種。眞綿及木棉綿。第二十六種。生絲。絹絲及天蠶絲(琴絲。金絲。銀絲等も此中に屬す)。第二十七種。綿絲。第二十八種。毛絲。第二十九種。麻絲。第三十種。絹織物。第三十一種。木綿織物。第三十二種。毛織物。第三十三種。麻織物。第三十四種。絹綿麻毛外の織物及各種交織物。第三十五種。絲類の編物及組物。レース。打組。網等。第三十六種。被服。諸種の衣服。織物製帽子。手套。足袋。織物製雨衣。袴。目利安等。第三十七種。釀造物及飲料。諸種の酒。酢。醬油。蜜柑水。曹達水等。第三十八種。砂糖。諸種の砂糖。糖蜜。蜂蜜等。第三十九種。菓子及麵麭類。干菓子。蒸菓子。掛物。西洋菓子。飴。砂糖漬等。第四十種。茶及咖啡類。第四十一種。煙草類。第四十二種。穀菜種子及菓物類。五穀。蔬菜。蕈。菓實。種子。根球等。第四十三種。挽粉。澱粉及其製品。諸種の挽粉。澱粉。麩類。湯波。蒟蒻。凍豆腐。凍蒟蒻等。第四十四種。味噌。嘗物及漬物類。第四十五種。肉類。海草の貯藏食品。鰹節。鯣。乾瓢。海苔。昆布。佃煮。鑵詰。雲丹諸種の鹹製品等。第四十六種。牛乳製品。凝乳。乳油。乳餅。乳粉等。第四十七種。煙具及袋物。諸種の煙管。煙袋。煙管筒。懷中物等。第四十八種。紙及其製品。諸種の紙。色紙。短册。擬革紙。油紙。澁紙。書簡筒。帳文匣。一閑張。元結等。第四十九種。筆墨類。筆。墨。朱墨。印肉。墨汁。石筆。鉛筆。洋筆等。第五十種。皮革及其製品。馬具。革包。文匣。革帶。靴等。第五十一種。燃材。諸種の炭。附木。摺附木。燈心等。第五十二種。油蠟類。諸種の油蠟。蠟燭。脂肪等。第五十三種。肥料。干鰯。鯡粕。油粕。骨粉等。第五十四種。木竹材。第五十五種。木竹籐製品及其漆塗蒔繪品類。指物。挽物。曲物。桶類。編物。組物等。第五十六種。角甲牙類の製品。第五十七種。藁及草の製品。疊表。莚。編笠。繩。麥藁細工等。第五十八種。傘杖及履物。諸種の傘。杖。下駄。草履。鼻緒等。第五十九種。

扇子及團扇。第六十種。提燈及ランプ類。第六十一種。齒磨及洗粉。第六十二種。刷子類。第六十三種。玩具類。花簪。鞠。碁。將棋。人形獨樂。楊弓。押繪。造花。骨牌等。第六十四種。錦繪及寫眞類。第六十五種。書籍新聞雜誌類。」とあり。後明治二十一年勅令第八十六號を以て商標條例を定められ。更に。明治三十二年三月法律第三十八號にて商標法公布され。自己の商品を表彰する爲め。商標を專用せむとするものは此法律に依り登記を受くべきものと定められたり。

ジヤウミ 上巳。（ジヤウシを見よ）

シヤウヤ 庄屋。（シヤウジを見よ）

シヤウユ 醬油は。流動飮食品の一にして。割烹上日常必用のものとす。商標龜甲の貼付あるものを最も上品と云へり。室町將軍時代未た醬油なしと見ゆ。貞丈雜記に。醬油は古なし。京都將軍家の庖丁人大草家の書の趣。醬油を用るとみえず。皆たれみそを用ふる也」と。また瓦礫雜考に。庭訓往來。下學集にも未記さず。節用集に始てその名見えたり。古は醬を用ひしなるべし」といへり。然らは醬油の出來しは近代の、となるべし。其製法は大麥を炒り碾きたると。大豆の煮たるを合せて麴となし。これに鹽を煮汁となし和して器物に入れ。數十日搔きませたるを諸味といふ。釀して數月の後これを搾りたるを醬油といふ。德川幕府の時所謂三造營業の一にして。即ち淸酒。濁酒と同く家株とし。各地其家を定限して以て冥加金。運上銀等を收入せしが。所在其額を同うせざりき。明治の初年稅額を一定して尙ほ冥加の稱に仍れり。明治元年七月二十七日。民政裁判所（關東諸縣に）布達。醬油造は今般鑑札を與へ免許すへきにより。酒造に准し諸事正路に申出つへし」と。同八月二十日會計官布達。曩に酒造等百石に金貳拾兩上納のことを布達せり。因て關東諸國も同一布達なれとも。本年は水損凶作の聞えあり。或は軍事等の課役も少からさるを以て。醬油造一時冥加金七兩に減少す。但年々冥加金は他日達すへしと見ゆ。」同十一月二十七日會計官達。醬油造假鑑札下付の者本鑑札と交換し年々冥加金は百石に金三兩上納せしむへし。」同十二月三日會計官達。醬油造免許するを以て本年より年々冥加として百石に金三兩來年より每年十月限り當官に上納すへし」と。翌二年十二月に至り醬油造株鑑札冥加。高百石金五兩。醬油造年々冥加。高百石金三兩」とせり。同四年七月醬油釀造株鑑札下付及ひ稅則を定めらる。其布告に。醬油釀造從前の株鑑札都て廢止し更に免許鑑札大藏省租稅司より下付すへし。從前分株と稱へ一株を二所或は三所に分つ者自今禁止す。新に免許鑑札を受るものは免許料として金壹兩壹分を納むへし。但古鑑札を交換する者は免許料に及はす。免許鑑札は明年より每年八月管廳にて檢査し。燒失流失或は盜難等にて失ふ者は事實を糺して租稅司に稟申して更に鑑札を下付すへし。但新に受る免許料の半減を上納すへし。造額の多少に拘らす金三分を。本年は十月明年より鑑札檢査の際免許稅として納むへし。休業の者も同一鑑札の檢査を受け定則の免許稅を納むへし。鑑札を返納せは免許稅に及はす。鑑札を賣買するときは證印稅として賣代金百分の二（拾兩に永貳百文）を納むへし。釀造稅は醬油代金の五釐（金百兩に貳分）を其所前年の代價平均を以て每年十月中に納むへし」とあり。然れども醬油は酒類と其の用異にして日用缺くべからざる要品たり。且つ收稅も僅々なるを以て。其稅則廢止せらるべき旨大藏省より建議せしを以て。同八年二月二十日布告。醬油稅本年九月三十日限り廢止す」と達せられしが。同十八年五月八日第十號布告を以てまた醬油稅則を頒布せらる。同二十一年六月十六日。勅令第四十七號を以て醬油稅則を頒布せらる。其條に云。一。醬油（溜を併稱す）製造の營業を爲さんとする者は官廳に願出。製造場一箇所每に免許鑑札を受くへし。但製造人十六歲未滿の幼年者及瘋癲白痴又は瘖啞なるときは後見人を立つへし。」二。醬油製造人は左の營業稅及造石稅を納むへし。

營業稅	製造場一箇所に付一箇年		金五圓
造石稅	醬油は諸味	一石に付	金一圓
	溜は製成	一石に付	金一圓

三。營業稅は一箇年を二期に分ち。前半年分は其年一月三十一日限。後半年分は同七月三十一日限之を納むへし。但新に營業を爲す者は免許鑑札を受くる時其半年分の營業稅を納む。四。造石稅は左の期限に從ひ之を納むへし。但廢業する者は其節之を納むへし。」第一期。五月三十一日限（一月一日より四月三十日までの間査定濟石數に係る稅額）。第二期。九月三十日限（五月一日より八月三十一日までの間査定濟石數に係る稅額）。第三期。翌年一月三十一日限（九月一日より十二月三十一日までの間査定濟石數に係る稅額）。五。醬油は之を製成する前に。溜は之を製成したる後十日以内に管廳に申出。造石數の查定を受くへし。」造石數查定濟の醬油と查定未濟の醬油とを混和したる時は。其總石數に付き更に查定を受くへし。」六。廢業の際查定未濟の醬油を所持するときは管廳に申出造石數の查定を受け其造石稅を納むへし。但し其醬油を同業者に賣渡讓渡す場合に限り。管廳に申出檢查を受け置

き。其買受讓受人に於て第五の查定を受け。及び第四の期限に從ひ造石稅を納むるとを得。」製造場二箇所以上に於て醤油製造を爲す者其一箇所以上を廢し查定未濟の醤油を他の製造場に移す時は。管廳に申出檢查を受くへし。」七。免許鑑札は貸借賣買及讓渡讓受を爲すとを得す。」八。醤油製造人は同業者に非さる者に醤油を製造する爲めに製造場を貸渡すとを得す。」九。醤油製造人は製造場に關し修繕等已むを得さる事故に因り管廳に屆出たる後に非されは造石數查定未濟の醤油を其製造場外に移すことを得す。」十。醤油製造人は造石數查定未濟の醤油を賣渡貸渡讓渡又は自用することを得す。但第六但書の場合は此限に在らす。」十一。造石稅の查定を經たる醤油其造石稅納期內に天災又は避へからさる事故に因り廢業に屬したるときは直ちに管廳に申出檢查を受け。該造石稅の免除を請ふことを得。」十二。醤油製造人は營業に係る要領を帳簿に記載すへし。」十三。外國に輸出する醤油は輸出の節稅關の檢查を受置き輸入港稅關の陸揚免狀若くは其他證憑と爲るへき書類に該港在留の我國領事の檢印を受け。之を輸出港の稅關に差出し。造石稅の下戾を請求することを得。其下戾の步合は大藏大臣定むる所に依るへし。但造石稅の下戾を受けたる醤油を本邦に輸入する時は其金額を輸入港稅關に還納すへし。」十四。醤油製造人の製造する醤油は他の依託を受け又は自家用料に供する者と雖も總て此稅則に從ふへし。」醤油製造人は製造場外に於て自家用料の醤油を製造することを得す。」十五。醤油請賣を爲す者は自家用料の醤油を製造するとを得す其同居者亦同し。」十六。自家用料の爲製造したる醤油は之を賣渡すとを得す。」十七。醤油製造人の製造場倉庫其他の場所醤油仕込高竝仕込に屬する原品及營業に關する帳簿は當該官吏之を檢查することあるへし。但當該官吏は其證票を攜帶すへし。」十八。當該官吏に於て此稅則に關し犯罪ありと認知し。又は思料するときは其場所に立入り證憑取調の處分を爲すとを得。但當該官吏は其證票を攜帶すへし。」十九。免許鑑札を受けすして醤油製造の營業を爲したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處し仍其醤油及容器製造器械を沒收す。」二十。醤油製造人にして醤油を隱蔽したる者は其石數に相當する造石稅三倍の罰金に處し。仍其犯罪に係る醤油及容器を沒收す。」第十。第十四第二項を犯したる者は罰前項に同し。」二十一。第五。第六の查定を受けさる者。第八。第九。第十五。第十六を犯したる者及逋稅を謀る爲め帳簿の記載を詐りたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處し。第十五を犯したる者は仍ほ其犯罪に係る醤油及容器製造器械を沒收す。」二十二。第七。第六を犯したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」二十三。此稅則を犯し沒收すへき物品にして既に之を賣渡讓渡又は消糜したる時は其代金を追徵す。醤油製造人の家屬雇人にして此稅則を犯したる時は其製造人を處罰す。」幼年者及瘋癲白痴又は瘖啞にして此稅則を犯したる時は其後見人を處罰す。」此稅則は明治二十一年九月一日より施行す。」大藏省令第九號【醤油稅則施行細則】に云。一。稅則第一條に從ひ製造免許を受けんとするものは其製造場の倉庫又は建物の棟數に拘はらす都て其一區域を以て一箇所とし之れに關する地所建物の位置坪數を圖面に製し願書に添へ管廳に差出すへし。但一區域外の倉庫建物と雖も檢查濟の醤油又は製造諸器械を藏置するに止まるものは管廳の許可を受け製造場の附屬と爲すとを得。」二。二人以上資力を合し組合營業を爲さんとするものは其組合員の連名を以て願出て會社を設け營業を爲す者は社則を添へ其頭取の名を以て願出へし。」三。免許鑑札を受けたるときは十日以內に醤油製造用器械の種類員數目錄を所管租稅檢查員派出所に屆出へし。」四。第一及び同但書の倉庫建物。第三の製造用器械に增減變換を生したるときは其の時々所管租稅檢查員派出所に屆出へし。」五。醤油製造人は每年一月中其の年仕込竝查定を受くへき見込石數竝其製造方法を所管租稅檢查員派出所に屆出へし。但前年の製造方法に據るものは其旨を屆出へし。」新に免許鑑札を受けたる者は其翌日より十五日以內に前項の屆出を爲すへし。」六。醤油製造人不在又は事故ある時は代人を置き稅則に關する諸般の事を辨せしむへし。」七。醤油製造人他より醤油を買入たるときは其石數年月日買入先きを帳簿に記載し置くへし。」八。醤油製造用の容器は使用以前管廳に申出檢查を受くへし。」前項の容器は左に揭くる方法に據り其容積を量り租稅檢查員派出所に申出檢查を受くへし。但容器は番號及管廳の烙印を施すものとす。「丈量法」口徑（口頭より三寸下りたる箇所）胴徑（口底徑の中央）底徑（底板面の箇所）孰れも內側にて縱橫十圖の如く度り此縱橫徑を和し二を以て之を除す深さは其桶の前後左右中心等孰れも底面より口徑までの間を丈量し之を和し。五を以て之を除す。」但尺度は都て曲尺を用ひ分位に止め。厘以下切捨とす「算則」口徑と胴徑の和を自乘し甲とす。」胴徑と底徑の和を自乘し乙とす。」口徑と底徑の和へ胴徑を乘し丙とす。」甲乙の和より丙を減し殘數に深及〇、〇四〇三八四四（乘率の一位を石位とし丈量尺度は分位に止め尺度を一位とす）を乘し二を以て之を除し其容量を得。」容器中甕類其他異樣の容器は總て前項に準し量定すへし。其準し難きものは便宜適實の方法に依り量定するものとす。」

シヤウ

九。石數查定の際其入實容器測定の全量に滿たさる端數は左の算則を以て查定すへし。」入實胴徑より以上にあるときは其容積面の直徑を底徑と假定す（此底徑を求むるには口徑より胴徑を減し空積の深さを乘し二倍し全徑にて除し之を口徑より減して假定の底徑とす）」假定の底徑と口徑との和を自乘し甲とす。」假定の底徑と口徑とを相乘し乙とす。」右甲より乙を減し空積の深さ及〇、〇四〇三八四四（乘率の一位を石位とし丈量尺度は分位に止め尺度を一位とす以下準之）を乘し其得る石數を容器帳簿記載の石數より減し現在の石數を得る。」入實胴徑より以下に在るときは其容積面の直徑と口徑とを假定す（此口徑を求むるには入實胴徑にあるものは其胴徑を假定するの口徑とし入實口徑に滿たさるものは胴徑より底徑を減し現在の深さを乘し二倍し全徑にて除し之に底徑を加へて假定の口徑とす）」假定の口徑と底徑の和を自乘し甲とす。」假定の口徑と底徑とを相乘し乙とす。」右甲より乙を減し現在の深さ及〇、〇四〇三八四四を乘し現在の石數を得る。」十。醬油製造人廢業したるときは直に官廳に屆出鑑札を還納すへし。」十一。改名代替り若くは鑑札を失却毀損し。又は住所製造場を移轉したる時は左の期日內に鑑札の再渡又は書換を請ふへし。」一代替書替は六十日間」一其他の書替再渡は十日間。」十二。製造場を他府縣へ移轉せんとするものは免許鑑札を添へ管廳に申出添書を受け二十日以內之を移轉地の管廳に差出し鑑札の書換を請ふへし。」十三。稅則第六第二項の場合に於て查定濟に係る造石稅は稅則第四の納期に至り之れを納むることを得。」十四。稅則第十一に依り造石稅の免除を請ふ者は其の實況及廢棄石數等を詳記し所管租稅檢查員派出所に申出へし。」前項の場合に於ては當該官吏二名以上現場に臨檢し。事實相違なしと視認するときは該造石稅免除の手續を爲すへし。」十五。造石數查定濟の醬油漏溢其他の事故に依り減量若くは廢棄したる時は直に所管租稅檢查員派出所に屆出へし。」十六。醬油製造人は左の帳簿を調製すへし。」醬油製造原品買入帳。醬油麴製造帳。醬油仕入帳。醬油賣揚帳。」十七。稅則及ひ此細則に揭くる帳簿は附込濟翌年より三箇年間保存すへし。」十八。稅則第三に依り外國輸出醬油の檢查を受けんとする者は其の製造地名。名稱。石數。箇數。輸入地名。積込船名等を記したる書面を稅關に差出し其現品の檢查を請ひ檢查濟證明書を受くへし。」十九。造石稅の下戾を請ふには外國に輸入せし證憑書類に當初輸出の際受けたる所の證明書を添へ稅關に申出へし。」二十。輸出醬油造石稅下戾の步合は其製造せし府縣管內に於て前一箇年中諸味一石より製成したる平均步合に據り其石數を算定するものとす。」二十一。稅則第十三但書の場合に於ては其の製造地名。石數。箇數及當初下戾を受けたる年月日。出港名を記したる書面を稅關に差出し現品の檢查を受くへし。」二十二。稅則及此細則に於て石數の合位稅金の厘位に滿たさるものは切捨とす。」二十三。稅則第二十九の手續を履行せさるときは營業免許の效を失ふものとす。」二十四。第一但書の許可を受けさる者及第八第一項。第十五に違犯したる者は二圓以上二十圓以下の罰金。第三。第四。第五。第六。第七。第十。第十一。第十二。第十六。第十七に違犯したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。」また同十八年六月二十五日東京府より醬油製造營業人心得書を布達せられ。また外國へ輸出の際造石稅金下戾の事を定む。」明治三十二年三月。法律第二十五號を以て本則中を改め。同月勅令第四十六號にて施行規則公布されたり。

ジヤウラクヱ　常樂會。拾芥抄に云く。二月十五日。南都興福寺常樂會。」紀事に云。東金堂に閻浮檀金の釋迦像あり。その扉面に涅槃像あり。相傳ふ。金岡が畫く所也と。今日其扉を開く。涅槃經。常樂我淨四德波羅密云々。涅槃會常樂會同じこと也。攝州四天王寺にても涅槃會を常樂會と云ふ。

ジヤウルリ　淨瑠璃は。聲樂の一種類なり。樂器の伴奏を以て詩を唱歌するを聲樂と云ひて。普通に之を語り物。唄ひ物の二種に分つ。語り物とは淨瑠璃諸曲を稱し。唄ひ物とは長唄。小唄等を云ふ。此間自ら著しき區別ありて。語り物に在ては其伴奏の樂器只三味線のみに限れど。唄ひ物に在ては三味線以外に笛。鼓。小鼓。大鼓等數多の樂器を伴ふ。而して聲樂中最も古きを平曲となす。傳へ曰ふ。後鳥羽帝の御宇信濃前司行長。源平盛衰記を選抄して平家物語十二卷を作り。之を叡山の僧なる盲人生佛（一本作性佛）に教へ。琵琶に合せて唱歌せしむ。生佛山王權現に祈り。神勅に依て長短高低緩急遲速の節譜を作り以て世に弘むと。淨瑠璃曲は即ち平曲を基礎として謠曲及說教。祭文等を加味したるものなり。平曲に引句。語句の別ありて。節細やかに琵琶に合せて語る句を引句と云ひ。琵琶をさし置て素讀するが如く語るを語句と云ふ。淨瑠璃曲には三味線に合せて語る部分と。三味線に合せずして素讀に近く語る部分とありて。大體に於て極めて平曲に類似し。加之平曲も淨瑠璃曲も共に其奏唱を語ると稱し。往古平曲を語る者は率ね琵琶法師に限れるが如く。淨瑠璃曲を語る者も初は座頭の群に限れる如き。或は以て平曲の進化とも見らるべき也。又謠曲は室町以來將門の式樂として。武門の事蹟若くは菩提の心を演じ。說教は叡山の僧澄憲に濫觴し。佛の緣起を唱へて俗間を徘徊し。祭文は說

シヤウ

教と同じく神の由來又は死者を吊ふの意を現はし。說教の鉦を叩くと同く錫杖を振りて拍子を取り。共に古くより行はれ居たるものにして。淨瑠璃曲が此等に資せしとは。井上播磨掾が其門弟子に教へて淨瑠璃に師なし謠を以て師とせよと曰ひ。譚海に東派淨瑠璃の始を說きて。說教太夫結城孫三郎なる者の葺屋町に太鼓矢倉をあげしよりのとなりと曰ひ。橘窓自語の如く說教を以て淨瑠璃の祖ならんと疑ふものさへあれば。其關係頗る密なるを知るに足るべし。抑も【淨瑠璃なる名稱】は淨瑠璃姬物語といふ草子より出づ。世又之を十二段草子とも云ふ。源牛若が鞍馬寺を出でゝ奥州に走らんとし。參河國矢矧の宿に至り。宿の長者が娘の淨瑠璃姬と相契りたるを記したる物語體の叙事詩なり。全篇第一淨瑠璃御前まうし子の事。第二花揃の段。第三美人揃の段。第四そとの管絃の段。第五笛の段。第六さかひの段。第七しのびの段。第八淨瑠璃枕問答。第九やまと言葉の段。第十御座うつりの段。第十一ふきあげの段。第十二御曹子あづま下りの十二段に分る。即ち平家物語の十二段に擬したるものなり。世多くは此草子の作者を小野お通なりとす。其傳ふる所。昔々物語と近世畸人傳とはお通を信長の侍女なりと云ひ。竹豐故事と江戸砂子とは。始め信長に仕へ後秀吉に仕へたりと云ひ。江戸名所咄と女學範とは淀君に仕へたりと云ひ。川岡雜談と望海每談とは始め新上東門院(後光明院の女御)に仕へ。秀賴簾中入輿の時介添となり。最後に東福門院(後水尾院の中宮)に仕へたりと云ひ。而て其信長に仕へたりとするものは信長の病を慰むる爲に作れりとし。其淀君に仕へたりとするものは淀君の勸めに依て作れりとし。其東福門院に仕へたりとするものは院の命を享けて作れりとし。諸說紛々たりと雖も。其年次を逐算すれば上天文の末より下元和の初に至る。凡そ六十餘年の間に屬す。然に守武千句(天文九年)に(前句)「いとゞだに座頭まがひの杖つぎの」。(附句)「淨瑠璃かたれともし火のもと」。(又句)「こよひはや時は牛若ふけはてゝ」とあれば。當時既に此草子の世に出でゝ斯く俳諧に入るまでに流行せしと明かなり。天文九年は信長の九歲に當る。お通なる侍女もいかゞあらん。又之を慰むる爲に作れりとするも九歲の幼童其趣味を解すべしとも覺えず。還魂紙料には柴屋軒宗長日記の享祿四年の條に「八月十五夜。九月十三夜は都鄙いづくも月をめで。芋豆を手向とて賤の男賤の女も月見るといふ。こゝに八旬有餘の老拙夕まどひして目覺おきて。こよひ名月にやと思ひ出て。南の椽の柱にとばかり背をやすめつゝ居侍る折しも。範甫老人豆に德利を添へもたせ送らる。「こよひ月まめに見よとやことたらぬ。いもこひしらの一盃と知れ」。旅宿たすかる一兩翟人をつかはし。小座頭あるに淨瑠璃をうたはせ興じて一盃に及ぶ」とあるを引きて。「此記駿河國宇津山にて書けるなれば。當時はや田舍わたらひする小座頭のうたふとあるにて。淨瑠璃はふるくよりありしをおもふべし」と云へり。享祿四年は信長出生の前年なり。斯く淨瑠璃の創始は年代詳かならずと雖も。足利氏の末代ならむことは疑ひなきに似たり。而して創始時代には之を語る者は座頭と稱する瞽者に限られ。指を以て扇の骨を鳴らして拍子を取りしと云ふ。此風遙かの後にも殘りて。奥淨瑠璃又は仙臺淨瑠璃といふも斯くなしたると覺しく。俳枕に「奥淨瑠璃緒絶えの橋や古扇。調和」。軒端の獨話に。(前句)「琴瑟律疎に扇を調ふ」。(附句)「奥淨瑠璃頻迦のなまり雁過ぎて。昨今非」。其袋に「みちのくの三絃きけば扇かな。鋤立」等の句見ゆ。斯くて久しく十二段草子を繰返し。稍々發達するに從ひて曲材を他方に求め。舞曲の大織冠。八島。高館等乃至御伽草子の酒顚童子。鉢かつぎ。物草太郎。梵天國の類をも語るに至り。就中梵天國は最も時好の歡迎を受け。淨瑠璃の祝ひことには必ず終局に之を語ること。猶長唄の閉場に際して菊慈童を唄ふが如く。すべて物の終りを梵天國と云ふ俚諺をさへ生ぜし程なりき。されど此時代の淨瑠璃曲たるや極めて幼稚なるものにして。未だ純正聲樂として見るを得べからざるや論を俟たず。幾許もなくして三味線傳來し大に坊間に行はる。三味線はもと葡萄牙の樂器にして原名ラベカと云ふ。我國にては訛りてラベイカと云へり。始め琉球に渡來し。永祿の末年我國に入れり。今の三味線にはあらず。胡弓なり。胡弓はヴワイオリンと同物なり。此胡弓なるラベカは三絃にして。弓の如き物に馬尾を釣り之を以て音を出せり。因て胡弓とは云ひしなり。此樂器は漸次擴まれりと雖も。當時の盲人は琵琶に堪能なれば。撥を以て彈くに慣れ胡弓を以て奏するを難んじ。遂に琵琶の撥を以て彈き初めたるが。三味線の始めなり(大槻如電の說)。斯くして琵琶法師の間に行はれ來りしが。慶長の頃澤住(一本作澤角)撿校なる盲人あり。琵琶の高手なり。此人又三味線に巧妙にして平家に琵琶を合するが如く淨瑠璃の節に三味線を合す。之を【淨瑠璃曲が樂器の伴奏を得たる始め】とす。澤住の門人に。目貫屋長三郎と云ふ者あり。西宮の傀儡師引田某(一本作匹田)を語ひ淨瑠璃に合せて人形を操る。之を【淨瑠璃曲が人形と合演したる始め】とす。共に慶長年間の事也。茲に於て淨瑠璃曲は伴奏の樂器を得て純正の聲樂たる形體を具備するに至り。劇的動作の人形に配して全く戲曲の性質を表彰し得べきに至り。兎も角も【美術の上に立つべき價値を有するもの】とはなりぬ。

當時女流に六字南無右衛門。左門。よし高等出て四條河原に於て之を演ぜしが。歌舞伎と共に停められしと東海名所記に見え。又雍州府志に「及慶長監物某并次郎兵衛某招西宮之傀儡師相共經營之。（中略）次郎兵衛後稱上總介。自茲左内宮内相續盛行」とあれど。固より未だ創始期に屬することとて。三味線は只拍子を取るに止まり。人形も概ね泥土にて造り。粗き布にて装束せしめしに過ぎざりし。嬉遊笑覽に。「慶長年間の古屏風四條河原の繪に女太夫の上るり芝居有り。三絃彈も女にて太夫扇を持て出がたりなり。人形つかふ所より一段高し。人形は上るり語の目の下にあり。人形は戰場の體にて城廓矢倉等の作り物あり。人形の足又人形つかひの首手などは見えず。芝居の表やぐら下の札黑ぬり。緣朱ぬりにて金かなもの。中の文字金粉にてじやうるり內記と記す」云々。以て其一斑を窺ふに足る。爾後十餘年。薩摩淨雲江戸に下るに及びて。淨瑠璃曲大に勃興し天下翕然として之に靡く。世之を淨瑠璃の祖となす。淨雲通稱を虎屋次郎右衛門と云ひ。又小平太（淨雲と別人なりと云ふ說あれど信じ難し）と云ふ。泉州堺の人。文祿四年に生る。夙に淨瑠璃曲を澤住。瀧野の兩撿校に學び。薩摩太夫と稱して一派を立て。後に薙髮して淨雲と號す。天正の末年。西宮の傀儡師源之丞と合して淨瑠璃を語る。慶長の初豐太閤の上覽を蒙り。尙禁廷に召れて畏くも叡覽を賜はる。則ち受領して【淨瑠璃太夫の稱】を許さる。（譚海に曰く。淨瑠璃語るものゝ某少掾。大掾。太夫などゝ稱すること。元來人形を作りて禁裏へ奉りしものに。受領號を許されたるが始めなり。其淨瑠璃を人形に合はするに及び。語る者の方勢ひ强く。つひに人形遣の受領號を奪ふに至れり云々。雍州府志に曰く。河內介是淨瑠璃太夫受領之始也云々）。寬永の初。江戸に下り中橋廣小路に操芝居を興行す。事跡考に曰く。「或る諸侯（島津侯也）御在府の日。氣晴らしながら馬をひかせてこの邊を徘徊ありしみぎり。この芝居に入りて見物し。入輿のあまり後日居館に招ぎて興行せしめぬ。其時に小平太が人形ことごとく土偶なりしかば。大身の輿とて通四丁目に京都より下りて。江戸中それ迄只一人のみ渡世とする人形師鶴屋といへるものに申付け。殘らず彼の人形を木偶にせられたり。是迄小平太紙の幕を用ひたりしが。かの館にては紫の絹の幕及布の幕に家の紋つけたるを出してかけさせたり。其時の淨瑠璃は曾我物語なりけり。紋盡しの段に至りて〇〇〇（丸に十文字也。當時明記を憚りしものか）は某侯の紋と語るべきを。御家の紋と語りければ。輿に入らせ給ひて。褒美として木偶も幕もみな小平太に賜はりし」と。是に於て土偶木偶となり。紙幕絹幕となり。汎く流行して殆んど其名を知らざる者なきに至る。時の有司其華奢を忌みて之を禁令せし事玉露考にあり。「寬永十二年。江戸堺町に於て天下一下り薩摩太夫。鼠木戸の上に幕を張り絹を紫に染め十文字の紋をつけ。且又淨瑠璃人形の衣裳其他歌舞伎役者の衣類等結構を盡せしかば。國家より之を禁じ給ひ。さつま太夫初め彥作。勘三郎等禁獄せられたり」云。是れ【淨瑠璃曲が官禁を受けし始め】なり。淨雲又著作の才あり。されど其語りたる多くは北條宮內の作る所なりと云ふ。而して從來行はれし端淨瑠璃（一篇の作中僅かの一局所を抽出して語る）が段淨瑠璃（一篇の作を六段に分ちて語る）に變成せしは。實に其端を淨雲に開くものなり。淨雲の曲風今傳はらずと雖も。其聲調は多く豪快の趣味を有せしとなり、其子薩摩次郎右衛門能く父の衣鉢を傳へ。丹波太夫。長門太夫。源太夫と合せて薩門の四天王と呼ばれ。何れも虎屋と稱して門戸を張りしが。寬文に至り虎屋源太夫西上して其流を擴む。淨雲の流玆に東西の兩派に分れ。西派また京阪の二つに分れ。斯くして數多の殊派異流を生ぜり。其傳統は次の如し。

【東派】（前期）竹豐故事に曰く。「慶長年中の末より。江戸に淨瑠璃繁昌して。油屋茂兵衛。鳥屋次郎吉。四郞與吉等の太夫あり。別して泉州堺の住人薩摩次郎右衛門江戸に立越。大に名譽を顯はし」云々と。淨雲以前淨瑠璃早く江戸に傳はりて稍々發達せしが如きも。時好は未だ之に赴かざりしが。淨雲一たび旗幟を立てゝより天下喜んで其流に集ひ。門下の秀才亦各門を張りて互に其技を爭ふ。就中出藍の譽高きを丹波太夫とす。世此流を金平節と稱す。

【金平節】丹波は。初め和泉太夫と云ひ。受領して櫻井丹波少掾平正信と稱す。葺屋町に住して堺町に操芝居を設け。其子長太夫（和泉太夫とも稱せり）と共に場に上れり。丹波は淨雲が豪壯を享けて更に甚しく之に傾き。其語る所のものは坂田金時が子金平を主人公としたる物語にして。之に配するに渡邊綱が子武綱を以てし。共に希代の膂力を有して到る所に惡鬼を挫ぎ。妖怪を捉ふるの武勇を述べたるものなり。關東血氣物語は。其曲風を傳へて曰ふ。平正信勇力あるに任せ淨瑠璃も强きことを好みて語り。二尺許もあらむ鐵の棒によりて拍子を取る。代々鬘に「親丹波每日岩をたゝき割り」といへる附合の句も又此太夫をいへる也。其子和泉太夫又人形の損も厭はず。人形の首を拔き打割打つぶすを更に構はず。喜んで語る。（中略）丹波がかりそめにも弱きことを嫌ひ。木戸働の者迄も一器量あるものを撰びたり」と。當時世の氣風尙未だ剛壯勇悍なりしを以て丹波が曲風いた

シヤウ

- 澤住檢校（創和三絃）
- 瀧野檢校
  - 目貫屋長三郎（創附傀儡）
  - 西派（京都）
    - 虎屋源太夫
      - 虎屋永閑（永閑節）
      - 虎屋上總掾（眞太夫節）
      - 山本土佐掾（角太夫節）
        - 都一中（一中節）
        - 松本治太夫（治太夫節）
      - 伊勢島宮内（伊勢島節）―宇治加賀掾（嘉太夫節）（又曰加賀節）
  - 西派（浪華）
    - 井上播磨掾（播磨節）
      - 井上市郎太夫
      - 清水理兵衛―竹本筑後掾（義太夫節）
        - 豐竹越前少掾（東座）
        - 竹本播磨少掾（西座）
    - 伊藤出羽掾―岡本文彌（文彌節）―表具屋又四郎（表具屋節）
  - 東派（江戸）（前期）
    - 薩摩淨雲（薩摩節）
      - 薩摩次郎右衛門
        - 大薩摩次郎右衛門（大薩摩節）
        - 薩摩外記太夫（外記節）　廣瀬式部太夫（式部節）
        - 内匠土佐少掾（土佐節）　手品市左衛門（手品節）
      - 櫻井丹波少掾（金平節）
      - 虎屋長門掾
      - 杉山丹後掾
        - 岡島近江大掾（語齋節）（又曰近江節）
        - 江戸肥前掾（肥前節）―江戸半太夫（半太夫節）（又曰江戸節）―十寸見河東（河東節）
  - 東派（後期）（都一中より）
    - 宮古路豐後掾（豐後節）（又曰國太夫節）
      - 常磐津文字太夫（常磐津節）―富本豐前掾（富本節）―富本齋宮太夫―清元延壽太夫（清元節）
      - 春富士正傳（正傳節）
      - 宮古路薗八（薗八節）―宮薗春太夫（春太夫節）
      - 富士松薩摩掾（富士松節）
        - 鶴賀若狹掾（鶴賀節）
        - 鶴賀新内（新内節）
      - 宮古路繁太夫（繁太夫節）

此外道具屋節。半九郎節。若山節。伊賀節等あれど。傳統明らかならざるを以て載せず。

く喝采を博し。聽く者皆齒を軋り腕を扼して金平の勇を稱せざるなく。三尺の童子寒僻の小邑と雖も。金平の名を知らざるはなきに至り。凡て强き物には此名を冠せしめて呼び。金平牛房の如きは尙存して現今に傳はれり。初代市川團十郎の荒事は深く丹波に學ぶ所ありて。後の海老藏に至るまで其風を殘したりと云ふ。されど其千篇一律の弊は。漸く世人を倦かしむるに至り。金平最後といふ金平死して地獄を廻る事を語りしより。世評頓に地に墜ちたりしかば。更に金平蘇生を語りて僅に人氣を恢復せしも。聲價以前の如くならず。子長太夫人を害し死刑に處せられて能く箕裘を繼ぐものなく。元祿以降衰頽を極め。享保に及びて殆んど後を絶つに至れり。丹波が語りしものにて其名の今に傳はるは金平法問論。金平黑態。金平天狗問答。金平千人切。金平化粧問答。金平兜論。金平大酒論。金

平最後。金平蘇生。鎌倉管領結城合戰。采女金平庭訓等にして。主に岡淸兵衛の作なりといへり。尙此外にも西派の古淨瑠璃を語りたることありと云ふ。

承應元年。丹後太夫受領して天下一丹後掾藤原淸澄と稱し。長門太夫亦續て受領せり。されど何れも丹波太夫の如き特色を現ぜざりしが。是より元祿に至るの間種種の流派を産し。丹後の門よりは語齋。肥前を出し。淨雲の子次郎右衛門の門よりは大薩摩。外記。土佐を出し。土佐の門よりは式部。手品を出し。永閑京より下り。若山新に起り。互に門を立てゝ其流を爭ふ。

【語齋節 又曰近江節】語齋は。通稱を岡島吉左衛門（一本作勘兵衛）と云ふ。人形町に住す。其三味線の師甚之丞と云ふ者の勸に從ひ。丹後の曲節に四郎興吉の風調を和して一流を語る。明曆中受領して近江大掾と稱し。薙髮して語齋と號す。寛文の頃因幡と云ふ吉原の遊女近江節を能くせしと。還魂紙料に昔々物語に。「吉原に因幡といふ遊女何として歟おほえけん賴光山入一段。美人揃の道行一段。地藏の道行一段。大塔宮の道行一段。都合淨瑠璃四段おぼえてかたるを。女にしては名譽なることゝて江戸中に沙汰せり」云々とあるを引きて。「その道にあらざる女の淨瑠璃をもつて聞えたるは此因幡ぞ初めなるべき」とあり。又延寶の頃。和泉と云ふ遊女此節に長ぜりと云ふ。元祿以後廢る。

【肥前節】肥前は。丹後掾の子なり。元大阪町に住し。父の跡を襲ぎて堺町に操を興行す。受領して江戸肥前掾藤原淸政と云ふ。寛文の頃一流を成し肥前節と稱して世に行はる。江戸半太夫此門に出づ。其子半之丞二世肥前となる。

【大薩摩節】淨雲より三代目の家元大薩摩次郎右衛門の曲風也。江戸名所記に。「大薩摩。小さつま。丹後掾など名のりて。鼠戸を構へ太鼓を打。日每に各が營とす」云々とあり。一時大に行はれたりしも。今は長唄に混じて歌舞伎に用ひらるゝのみ。而して其長唄に混ぜしは。二世薩摩太夫が一世杵屋勘五郎を三味線の合方に用ひたるに起因すと云ふ。其系統は左の如し。

- 一世 薩摩淨雲—二世 薩摩次郎右衛門
  - 三世 大薩摩次郎右衛門—文太夫—文太夫
    - 左近太夫
    - 如雲太夫
  - 四世 薩摩外記太夫（下りさつま）—五世 朝日太夫—六世 主膳太夫—七世 主鈴—八世 主鈴—九世 筑前大掾（十世杵屋六左衛門）—十世 絃太夫（十一世杵屋勘五郎）

【外記節】二世薩摩次郎右衛門の門人薩摩外記太夫藤原直政に創まる。長門太夫の創なりと云ふは如何にや。或書に永閑が弟子なりとあるも信じ難し。一流を語りて堺町に操座を興行す。其曲土佐節に似て强きがうちに品よき處あり。主に一段づゝの端物を語りしと云ふ。是亦長唄に混じて長唄の曲となり。今に傳ふるものあり。中村座の酒呑童子は外記節より出でたるものなりと。

【土佐節】土佐は。長門の門人なりとも云。外記より出でたりとも云へど。多くは二世薩摩次郎右衛門に就て學び。傍ら各派を涉獵せしが如し。初め內匠虎之介と云ひ。一流を語りて土佐節と稱し。受領して土佐少掾橘正勝と號す。寛文。延寶の頃盛に世に行はる。延寶八年。二の丸にて酒呑童子を嚴有院の上覽に供せしことあり。寶曆に及びて遂に衰微す。

【式部節】土佐の門人廣瀨式部太夫の流なり。一說に外記が門人なりと云ふは。其節の外記に似たるより誤りたるものなるべし。通稱を萬太郎と云ひ。貞享。元祿の頃。一流を語りて式部節と稱し世に行はる。富澤町に住して市村座に出でたることあり。寶永二年。岸澤式部太夫に改む。是れ母方の姓なる岸田の頭字と淨瑠璃の祖なる撿校澤住の頭字を取合せて斯く稱せしと云ふ。其弟淸之丞。岸澤式部と稱し又名あり。式部の男治郎三二世を繼ぎて岸澤を稱し。爾後相傳へて今七世に及べり。されどいつよりか常磐津に隷屬して別に其名を唱へざりしが。萬延元年十二月。藝道の事より常磐津豐後掾と爭論を生じ。互に奉行所に訴へ其說諭に依りて全く常磐津と分離せしに。維新後和解して又常磐津に合し。常磐津の三味線彈者は必ず岸澤を稱することゝなれり。其系統は左の如し。

- 一世 廣瀨式部太夫（從土佐出立一流稱式部節後改岸澤）
  - 岸澤式部（通稱淸之丞 一世之弟也）
  - 二世 岸澤治郎三（一世之男也）—三世 古式部（初式助後式佐）—四世 古式部（通稱市治 初式佐）—五世 式佐（通稱文藏）—六世 古式部（五世之男也）
    - 七世 式佐（通稱巳佐吉 六世之男也）
    - 松迺家靜樹（通稱淸次郎初妻八後東線）

六世岸澤古式部の門人に淸次郎なるものあり。初め妻八と稱し東線に改む。新吉原に移り引手茶屋を業とす。明治五年八月。洋妓寫眞揃と云へる新曲を語りしが。當時有名の妓樓松本金瓶の別號松迺家といふを取りて松迺家靜樹と改め。松迺家節と稱す。されど其性質一派を以て目するに足るものにあらず。加之此節を

シヤウ

語る者僅に幇間數輩に止まると云ふ。

【手品節】土佐の門人（或曰長門之門人）手品市左衞門の語る所なり。河東の節附式部節と此節とに採る所多しと云ふ。

【永閑節】永閑は。虎屋源太夫の門より出づ。江戸に下りて吳服町に住し。操座を堺町に設く。永閑節と稱して。貞享。元祿の頃盛に行はる。延寶八年に土佐と共に操を嚴有院の上覽に供せり。

【若山節】若山五郎兵衞なる者。貞享。元祿の頃一流を語り。若山節とて世に賞せらる。其何人を師とせしかは詳ならざれど。小唄をもよくせしと云ふ。

以上の各流の外西派の曲風さへ傳はり。各々相競ふ事殆んど五十年間。斯くて江戸半太夫一流を語り出で。高く此間に挺んづ。世之を半太夫節と稱して熾盛全く前各派を壓倒す。

【半太夫節（又曰江戸節）】半太夫幼名を半之丞と云ひ。後に薙髮して坂本梁雲と稱す。初め說教祭文を學びて其技に熟せしが。肥前掾が勸めに從ひ淨瑠璃を學びて遂に一家を成し。正德の頃。甚左衞門町に住して堺町に操座を設く。其曲風に多く說教の趣味を混ぜしが故に。他流に比して異りたる特色を有し。貞享。元祿の比より隆盛を極む。西澤一鳳は評して淨雲以後の名家と云へり。其文句の作者は塚原市左衞門なりと云ふ。

半太夫の門に十寸見河東あり。此人天禀の才を以て一流を語り出し。各派を滙會し衆妙を綜合して東派の面目を一新したり。江戸の花として稱せられし河東節是れなり。

【河東節】河東は。江戸品川町の魚商天滿屋藤左衞門の子にして藤十郎と云ふ。母の里なる淺草藏前の河邊氏に居りしより。河邊の河に藤十郎の藤を配し。更に藤を東に換へて河東と稱せり。其十寸見を冠せしは。「眞澄の鏡のくもりなくいさゝかもたがはずかたり傳ふといふ意」なるよし。三養雜記に見ゆ。半太夫の門に入りて其曲節を學び。式部。手品の流を融化して淡雅の曲風を立てたり。享保の頃。屢々歌舞伎芝居中村座に出で所作に合せて語りしが。操芝居を設けず。而して何時も簾の内にて語り。出語りはせざりしと云ふ。享保十年病んで歿す。年四十二。築地本願寺に葬る。其碑文なりと傳ふるもの左の如し。

河東居士　氏伊藤又稱十寸見武州江戸品川坊之豪家也其禀跌宕不羈嗜酒遨嬉脫然破産〇灑〇威武不能屈富貴不得淫恰有天子呼來不上船之氣象嘯嗜執花號十寸見堂故以氏爲後逝世遊梁雲門而極青於藍矣花樓月殿一開口遏行雲動梁塵水則舞蛟蚪山則泣麋鹿日高門豪家見寵月爲花御章臺見貴寔絕代之望君也行年四十有二享保乙巳秋七月二十日以病卒葬築地本願寺堂塔成勝寺即喪者以千數孝男夕丈君前學于門後養子家善承紹其業成二代之美家聲日月彩色而一紀之辰立碑於本堂階側友人謹書陰焉

享保十年乙巳七月二十日

十寸見河丈
十寸見夕丈　建

河東の門下双笠。河丈。夕丈。蘭洲の四人最も名あり。夕丈養はれて二代目藤十郎と稱し。河丈名を繼ぎて二代目河東と稱す。是より一門二派に分れ。藤十郎方へは三味線彈者山彥源四郎（本姓村上なるか。常に山彥と銘ある三味線を用ひ。遂に姓を山彥と改めしなり。以來三味線彈者は藝名を山彥某と稱することになりたり）屬し。河東方へは十寸見東古從ひぬ。河丈は吉原大門外の下駄屋にて庄右衞門と云ふ。享保十九年死す。門人河洲三代目となる。八代目及び九代目は死後に河東を贈りぬ。又二代目藤十郎の門に東佐ありて其跡を繼ぎ。蘭洲の後は吉原の娼家佐倉屋又四郎繼ぎて二代目となり。其養子又次郎三代目となる。斯くて其流今に絕えず。其系圖は載せて江戸節根元集にあり。今補注して左に揭ぐ。

一世　十寸見河東（初江戸太夫河東 從江戸半太夫出 立一流稱河東節）
- 双笠
  - 河竺
  - 古笠
  - 双巴
  - 井瓜
  - 双瓜
  - 花笠
- 二世　河東（初河丈通稱庄右衞門）
  - 三世　河東（初河洲通稱宇平次）
    - 四世　河東（通稱傳之助）
      - 河洲
      - 東佐
      - 東洲
    - 東爾
    - 東曉
  - 河丈―河丈―河丈

シヤウ

- 夕丈（二代豊十郎）─東佐（後入三世之門稱豊十郎）
- 蘭洲─蘭洲─東爾（後蘭爾　又改蘭洲）
- 河東（五世　初少洲　東雲）
  - 東雅
  - 文爾
- 蘭洲
- 東佐
  - 藤四郎（後入四世之門稱東佐）
  - 藤九郎
- 河東（六世　初東爾通　稱忠次郎）
  - 河東（七世　初東爾通　稱傳兵衛）
    - 河東（八世　初少洲　後東洲河東）─河東（九世　死後贈河東）─夕丈（十世）
    - 東榮（後東佐）
    - 藤爾
    - 東和
  - 河洲
  - 東里
  - 蘭爾

河東節の曲は多く岩本乾什の作なり。竹婦人吳丈と稱し。淺草北馬道に住して河東と交り深かりしと云ふ。

寛永の初。淨雲江戸に下りて東派淨瑠璃の形體を成立せしより。河東の歿年に至る迄殆ど一百年。豪壯の風は丹波に極りて世は土佐の清楚より河東の淡雅に定る。異流殊門の粹玆に混融歸一して。曲は操人形より變じて歌舞伎芝居に配するに至り。聲樂として東派淨瑠璃の趣味特色を遺憾なく發揮せしめたりしが。享保の末年豐後節の京より來るに及びて漸く衰微に傾き。天保の頃は人の顧みるものなきに至りぬ。之を純東派の概略とす。

【東派】（後期）獨語に曰く。「寶永のころ京より一中といへる樂師來ぬ」と。又曰く。「享保の初め浪華より竹本といへる淨瑠璃樂師來ぬ」と。斯く西派既に江戸を侵せしと雖も。未だ東派を傷くる迄には至らざりき。然るに宮古路豐後の來るに及んで。時好多く之に馳せ。さしもに榮えし東派諸流は。漸く衰微して江戸淨瑠璃の體面玆に全く一變せり。之を豐後節と云ふ。

【豐後節】豐後は。都太夫一中の門なり。初め都國太夫半中と云ひ。後宮古路國太夫と改む。曾て浪華の竹本座に出勤して博多小女郎浪枕を語り。國太夫節とて賞せらる。享保十五年江戸に下り。宮古路豐後掾橋盛村と稱して葺屋町川岸の小芝居に出で。同十九年堺町の中村座に譽を博してより。宮古路節又豐後節と稱して東派諸流を壓するの勢を得たり。其曲風の淫靡卑猥なりしことは諸書に散見する處なり。即ち獨語には。「是に至りて昔物語をすてゝ只今の世の賤者の淫奔せしことを語る。其詞の鄙俚猥褻なること云ふ許りなし。士大夫の聞くべきことにあらざるは云ふに及ばず。親子兄弟なみ居たる處にては。顏をそむけて耳を覆ふべきことなり。此淨瑠璃盛んに行はれてより以來。江戸の男女淫奔する事數を知らず。元文の年に及びては。士大夫は云ふに及ばず。貴き官人の中にも人の女に通じ。或は妻をぬすまれ。親族の中にて姦通する類ゐ。いくらといふ數を知らず。これまさしく淫樂の禍なり」と云ひ。昔々物語には。「いまの豐後節といふ文句を聞けば。好色に主親を倒し。或は金銀を盜とり。果ては心中して親になげきを掛くるを手柄とす。さるに因り聲音を聞くに。一としていましく（二）しからざるはなし」と云ひ。江戸節根元集には。「宮古路淨瑠璃はやりてより新たに色事欠落多くなりき」と云ひ。賤の小手卷には。「この樂次第に行はれてその弊淫奔對死抔も多かりけり」と云へり。元文四年。幕府令して之を禁ぜり。當時世は太平の無事に醉て人は逸樂に日尙足らず。華麗柔婉の風俗は淫猥鄙俚の趣味と抱合し。豐後節をして其流行を擅にせしめしなり。獨語に。「都路といへる淨瑠璃師浪華より來り。悲き聲にて。鄙き諺の淺ましくとりみだしたる事共をかたり出すほどに。江戸の人これに移り。與じ持囃すをかぎりなし。下ざまの人は云ふに及ばず。諸侯貴人。雲の上なるやむごとなき人々もひたすらにこれを好みて。年の始めにも。如何なる善事ありてめでたき折柄ことぶき合へる座敷にても。あはれに悲しき聲にてうれしきことゞもをかたり續くるを。をかしと聞きていまはしさも思はず。日を暮らし夜を明して飽かず耽るなり」と云ひ。昔々物語に。「豐後が曲節はじめは下々に流行し。次第に歷々のなぐさみとなりぬ。その故は武士の風俗くずれて乞食河原者の風と化し。小身衆は豐後節の會を催して會料をとり。或は太夫號をとるとかや。淨瑠璃を上手にかたれば太夫方より何太夫といふ太夫號を授くるよし。これを忝しと思ひ手柄となし。何の誰れといふ人も。淨瑠璃仲間にては何太夫と呼びかはして通用す」と云ふ。以て其一斑を想見するに足る。殊に當時文金髷と稱し。毛髮のわれめなきやうに油もてかため。入れがみ少し入れ。鬢の髮を下より上にかきあげ。月代の際にて卷きこみて結ひたるがいたく流行せしは。豐後の常に斯くして場に上るより人每に之に傚ひしなりと云ふ。元文五年九月歿す。

「河東上下。外記袴。半太羽織に。義太股引。豐後可愛や丸裸」とは。享保の末頃。江戸に行はれたる淨瑠璃諸流の品評なり。世人の歡迎斯くの如かりしより。其門に入り

シヤウ

シヤウ

しもの數ふるに遑あらず。中に就て一流を立てしもの常磐津。正傳。薗八。富士松。繁太夫の諸派とす。而して富本は常磐津に出で。清元は富本に出で。春太夫は薗八に出で。鶴賀。新内は共に富士松に出づ。

【常磐津節】常磐津文字太夫の流なり。豐後の子なりとも。弟子にして後養はれたりとも云ふ。通稱駿河屋文右衞門。京都寺町の位牌屋なり。元文の初。江戸へ下り中橋の邊に居る。初め宮古路文字太夫と稱せしが。元文四年豐後節禁ぜられしかば。延享四年關東文字太夫と改む。關東の文字穩ならずとて禁ぜられ。又常磐津と改む。江戸節根元集に。「常磐津の名は脇語り志妻太夫（一本作志津摩太夫）。造酒太夫等其頃常磐橋の邊に住居しければ。ふと思寄りて常磐津と改めし也」と見ゆ。豐後節の攻擊識者の間に甚しく。遂に官禁に遇ひしに鑑み。其三味線彈者佐々木市藏なるものと圖りて。曲譜樂章の野卑淫猥なるものを改め。別に一流を成せり。されば賤の小手卷に。「豐後節（常磐津節と云ふべきも豐後節より出でたれば其舊稱を云ひたるなり）も次第に高尚になり文句も昔よりは風流に飾りて。芝居の所作出語といへば何時も常磐津文字太夫とて。男もよく聲もよく上手にて。其狂言當り多し」と云へり。安永十年二月歿す。痳布廣尾の祥雲寺に葬る。門下名あるもの品太夫あり。文中あり。品太夫は富本の一流を立て。文中は二代目文字太夫となる。其弟兼太夫名手の聞え高くして。能く根底を固め。爾來綿々として今に盛なり。其系統左の如し。

一世 常磐津文字太夫（從豐後出立一流稱常磐津節初曰宮古路）
- 富本豐前掾（富本節之祖也）
- 二世 文字太夫（初文中）
  - 三世 文字太夫（初小文字太夫）─四世 豐前大掾（文字太夫）─五世 小文字太夫─六世 文字太夫─七世 小文字太夫
  - 吾妻國太夫（初大和太夫後改兼太夫）
- 兼太夫

【富本節】富本節の祖富本豐前は。通稱を福田彈司と云ふ。宮古路文字太夫の門に入りて宮古路品太夫と稱し。文字太夫常磐津と改むるに及び。常磐津文字太夫と改む。延享元年。一流を爲して富本節と稱し。寛延二年（或曰寶曆二年）受領して富本豐前掾藤原敬親と云ふ。其節汎く行はれて能く師文字太夫と頡頏せり。明和元年十月。四十九歲にして病歿す。淺草新寺町專修院に葬る。門人中齋宮太夫最も著はる。通稱を清水太兵衞と云ひ。淨瑠璃を好みて諸流に涉れり。後富本より本姓に復し剃髮して延壽齋と云ふ。享和二年七十三歲にして死す。豐前の子午之助父死せし時僅に十歲。齋宮太夫專ら之を薫陶し。十六歲にして始めて中村座に出て出藍の譽を得たり。二十六歲の時豐志太夫と稱し。後豐前太夫と改む。文化十四年十一月受領して富本豐前掾藤原敬政と稱す。名聲一世を壓して全盛常磐津。清元を淩駕し。彼有名なる「其俤淺間嶽」は此太夫によりて富本の專有物となり。寛延以降維新に至る迄。歌舞伎の所作は多く富本の地に依れりと云ふ。文政四年七月死す。年六十四。其系統は左の如し。

一世 富本豐前掾（通稱福田彈司初宮古路品太夫後常磐津小文字太夫從一世常磐津文字太夫之門出立一流稱富本節）
- 齋宮太夫（通稱清水太兵衞後稱清水延壽齋）─清元延壽太夫（清元節之祖也）
- 二世 豐前太夫（幼名午之助初名豐志太夫）─三世 豐前太夫（幼名午之助）─四世 豐前太夫─五世 豐前太夫

三世豐前太夫隱居して豐洲と云ふ。五世にして家元中絕し。勢ひ頓に振はず。

【清元節】其祖清元延壽太夫は。横山町の茶油商岡村藤兵衞の子にて。幼名を吉五郎と云ふ。富本豐前の門人齋宮太夫に就て淨瑠璃を學び。其名を繼ぎて富本齋宮太夫と云ふ。文化五年。豐後路清海太夫と改めしが。清水の姓絕えん事を歎き。清水氏の末苑井某の望みに因り清水姓を冒す。同十一年市村座に出でし時。徳川家の連枝清水家の內命に因て清元と改め。延壽太夫と稱し。後剃髮して二世延壽齋と云へり。是より清元節の名都下に高く。遂に是が爲めに奇禍を買ひ。文政八年五月。凶手に罹りて非命の死を遂ぐ。深川淨心寺に葬る。子巳三次郎（一本作巳佐次郎）十五歲にして榮壽太夫と稱し。拔群の名手にして清元の流布專ら此人に因れり。文政八年十月。亡父の名を繼ぎて延壽太夫と云ひ。嘉永二年太兵衞と改む。安政二年九月死す。門人町田某延壽太夫の號を繼ぐ。一年ならずして歿す。太兵衞が女お葉名人の聞え高し。岡村源之助を迎へて其聟と爲し。四代目延壽太夫と稱せしむ。亦巧妙の聞えあり。今尚盛に行はる。其系統は左の如し。

一世 清元延壽太夫（通稱吉五郎初二世富本齋宮太夫後二世延壽齋從一世富本齋宮太夫之門出立一流稱清元節）─二世 延壽太夫（通稱巳三次郎後榮壽太夫）
- 三世 延壽太夫─四世 延壽太夫（通稱岡村源之助後三世延壽齋お葉之婿也）─五世 延壽太夫（初榮壽太夫四世之養子也）
- お葉（二世之女也）

清元の曲節清艶にして其樂章亦巧妙なるもの多かりしかば。貴人の前にも弄ばれ。一世及び二世延壽太夫共に松平出羽守の愛顧を受け。雲州家換紋の時服を拜領せり。今清元にて専ら用ふる蟬桐の紋は即ち此換紋なり。太田南畝の如きも大に此曲を稱し。嘗て讃詩を延壽齋に贈る。曰く。

清怨悽絃曲貫珠。元間此調滿東都。延招共賞陽春臺。壽席歡場待太夫。

と。清元の稽古本の末には今に必ず此詩を添ふ。

【正傳節】豐後の門人春富士正傳一流を語りて正傳節と稱す。明和の頃世に行はる。

【薗八節】薗八は。鸞鳳軒と號し。京都の人也。初め宮古路と稱す。豐後節の禁制後宮薗と改む。豐後の門より出でゝ一流を語り。薗八節と稱して一時三都に行はる。明和九年。江戸に下りて中村座に出勤し。後京に歸る。其淨瑠璃本は宮薗都大全。宮薗鸚鵡石と題し百餘曲あり。天明五年薗八歿してより。門人少きにあらずと雖も能く其後を繼承するものなきにや。一代にして中絶の姿となること三十餘年。山城屋清八なる者あり。宮薗春太夫の門人なり。嘗て京に赴きて一乞丐を得。此より薗八の遺曲十段を學び。宮薗千之（一本作千枝）と稱して此節を中興す。天保五年死す。門人に千秀。千壽の二女あり。千壽能く其業を傳へ。明治元年死す。千壽の後二代目千壽あれど他に同業者一人も無くして。明治八年。遊藝諸流に頭取を立つべき府令發布せられし時廢業せしかば。玆に再び中絶したりけるを。同十七年大槻如電等の盡力に依り。二代目千之。二代目千壽と共に再興し。今之を語るもの十餘人ありと云ふ。

【春太夫節】宮古路薗八の江戸に意を得ずして京に歸るや。弟宮薗春太夫獨り江戸に止まり。一流をなして春太夫節と云ふ。薗八節を中興せし山城屋清八此門に出づ。

【繁太夫節】豐後の門人宮古路繁太夫の流なり。京阪の盲人之を傳へて今上方唄の中に存せりと云ふ。

【富士松節】富士松薩摩掾。豐後の門より出で一流を立てゝ富士松節と稱す。初め宮古路加賀太夫と云ひ。延享四年。富士松薩摩掾を受領し。市村座へ出勤せり。其曲風常磐津。富本の二流に比して遜色ありと雖も。門下に鶴賀若狹掾竝に鶴賀新内を出せり。

【鶴賀節】鶴賀若狹は。初め宮古路敦賀太夫と云ひ。富士松薩摩の未だ宮古路加賀太夫と稱せし頃の門人也。師の富士松と改稱するや。改て富士松敦賀太夫と云ふ。後一派を立てゝ朝日敦賀太夫と稱せしが。朝日の文字官の禁ずる處となり。寶暦八年鶴賀と改め。若狹掾を受領し。森田座へ出勤す。夙に狂歌を好み。濱邊黑人が門に入りて大木戸の黑牛と號し。又鶴翁と號す。天明六年三月。歲七十にして歿す。墓は淺草幸龍寺に在り。辭世は碑に傳ふ。

生きて居るうちは何かと神佛。ひとりもいかい世話でござつた。

女あり。鶴吉と云ふ。父の後を繼ぎて名人の聞えあり。此流今新内節の中に入りて僅に其面影を存す。

【新内節】若狹と同じく。富士松薩摩の門より出でし鶴賀新内の創むる處なり。新内始めは加賀八太夫と云へり。其鶴賀と改めしは若狹の望みに因りてなり。安永三年八月六十一歲にして病歿す。子を加賀吉と云ふ。後に加賀八太夫と改む。又門人に加賀歳あり。盲人なり。師の後を繼ぎて二世となる。其弟子に島太夫及び岡本宮古太夫あり。島太夫三世となる。新内の曲材は多く其當時の心中事に取りしより。此流盛に行れて吉原に情死するもの多く。爲に一時は廓内に入るを禁ぜられたりと云ふ。而して其悽惋なる聲調は到底劇と和し難く。他の諸流に反して曾て劇場に出でしことなし。天保の頃。弟子の中にて勤めたる者ありしも失敗に終りぬ。されば此流は他の諸流が極めて卑忌する所謂門流しを以て專ら修業をなすと云ふ。其系統左の如し。

- 一世 鶴賀新内（初加賀八太夫従富士松薩摩出立一流曰新内節）
  - 加賀八太夫（初加賀吉 一世之子也）
  - 二世 新内（初加賀蔵）
    - 三世 新内（初島太夫）
    - 岡本宮古太夫

【西派】（京都）竹豐故事に「京都に昔は淨瑠璃はやらず。說教與八郎。歌念佛日暮林清。同林故。林達等を翫べり。寬文年中に。江戸より虎屋源太夫上京有てより淨瑠璃繁昌し。常芝居も出來せり」とあれども。京都は淨瑠璃の創始に關係せし人々の住みしとあるべく。既に慶長年間には。六字南無右衞門等四條河原に興行し。山城名跡志は寬永十二年に。北野。四條。五條。祇園等に淨瑠璃歌舞伎の行れたるを傳ふ。而して承應元年には杉山丹後上京し。明暦三年には虎屋喜太夫上京し。伊勢島宮内亦師に先だちて上京せしも。未だ發展の氣運に向はざりしが。源太夫西して始めて其形體を爲し。其特相を具へ。其隆盛を致すに至れり。源太夫は薩門四天王の一人な

シヤウ

れど。敢て獨特を以て一家を爲したるにはあらず。只師の曲風を繼承して之を京阪に扶植せしのみ。されど其周圍に集まり。其門下に出でし名手多く。即ち前に永閑。伊勢島。後に喜太夫。角太夫。播磨等の諸流を出せり。

【伊勢島節】伊勢島宮內は。虎屋源太夫が江戶にての門人なり。師に先きだちて西にのぼり。一流を語りて伊勢島節といふ。弟子佐太夫。師に繼ぎて芝居を北野に設け。その風享保の頃まで遺りたり。宮內は東派の曲譜をまもりて。多くは端淨瑠璃を語りしと云ふ。

【喜太夫節】虎屋喜太夫の流なり。亦源太夫が江戶にての門人にて。初め次郎兵衛と云ひ。後に受領して上總少掾藤原正信と云ふ。明曆三年。師に先だちて西上し。樂塲を四條に設く。東海道名所記に。「喜太夫といふもの。上總掾になりて太平記を語る。其曲節平家とも舞とも謠とも知れぬ島ものなり」と見ゆ。子五郎兵衛亦上總掾と稱し。傳へて享保の頃に至る。竹本義太夫も甞て此塲に出でしことあり。

【角太夫節】角太夫は。源太夫の門人なり。或は宮內に學びしとも云ふ。大阪の人なり。一流を爲して角太夫節と稱せり。寬文。延寶の頃。專ら南京操を用ひしを以て聞ゆ。人倫訓蒙圖彙に。角太夫の座を譏けるものあり。人形には何れも足なくして。手をさし込みて遣ひ。三味線彈者は座頭にして。凉臺の床机の如きものを土間に据えて其上にて語れり。人形の後なる幕の內にて語り。出語りにはあらず。延寶五年。受領して山本土佐掾藤原房正と云ふ。

而して非上播磨掾は浪華に下りて其特相を發揮し。宇治加賀掾は宮內の門より出でゝ其不世出の才を擅にし。斯くて西派は殆ど東派を壓する許りの面目を成しぬ。

【嘉太夫節（又曰加賀節）】是れ京都の特形を作りたる宇治加賀掾の流なり。加賀始め嘉太夫と稱す。紀州和歌山の人なり。性音曲を好み。殊に謠に長ず。伊勢島宮內の門に學び。後播磨の曲風と謠曲とを調和して遂に一流を爲し。延寶二年。密に竹屋庄兵衛と計り宮內の名代を以て操座を設け。虎遁世記といふ新作を語る。操年代記に曰く。「播磨風を表とし。節配り細かに。よはよはとたよたよと美しく語り出せば。京の見物頭から氣に入りて。思の外評判よく。段々新作の淨瑠璃を出し。人形衣裳迄きれいに拵へ」云々と。由來華美濃艷を好める京都人士の。此曲風に傾倒すること實に甚だしく。宮內。上總來り。角太夫出づと雖ども。尙ほ江戶の餘風を仰ぐに止まる。加賀は實に西派の河東なりしなり。延寶五年。受領して宇治加賀掾藤原好澄と稱す。此歲加賀。五郎兵衛（後の竹本義太夫）なるものを抱へてワキを勤めしめ。西行物語と云ふを興行し。五郎兵衛をして其の二段目藤澤入道夜盜の修羅を語らしむ。五郎兵衛元來大音にて甲乙共に揃ひ。如何程の大入にても屆かぬと云ふ事なく。字止句頭の文字消えず。文のあやよく聞えければ。聽衆多く之を讃し。加賀亦稱して異才となせり。幾許もなくして加賀技藝の事より庄兵衛と隙を生じ。庄兵衛。五郎兵衛等を率て西に下る。されど加賀の名聲少しも衰へずして能く京洛の嗜好を左右す。貞享三年浪華に下り。後に京治郎座にて曆を語る。曆は井原西鶴の作也。當時五郎兵衛竹本義太夫と改めて。道頓堀に操を興行せしかば。茲に勢ひ兩家の競爭を來し。義太夫は賢女手習竝新曆を語りて相爭ふ。されど義太夫に壓せられて中絕し。外題を改めて凱陣八島（一般に西鶴の作なりと稱すれども饗庭篁村は其七行刋本に近松の署名あるものを見しとて近松の作とせり）を興行し。稍々好評を得んとして火災に逢ひ。遂に頽勢を挽回すること能はずして歸京す。加賀一流を開きてより京都の藝壇を壓倒すると三十年。寬永八年歿す。年七十七。法名自證院本淨道融居士。二條川東順妙寺に葬る。加賀又著作の才ありて。自らいろは物語をつくれり。松の落葉には四條河原涼八景といへる端淨瑠璃も。かれの作なりとてかゝげぬ。近松門左衛門。井原西鶴の如き大家。また加賀の爲に新作を與へぬ。加賀の子宮內。嘉太夫と稱し。父の統を繼ぐ。其門中宇治伊太夫。宇治相模。富松薩摩。立花河內等尤も著はる。

當時京都に於ては。加賀の外に尙角太夫の門に出でし松本治太夫ありて。一流を語れり。

【治太夫節】治太夫通稱を菅野傳彌と稱す。貞享。元祿の頃。既に一派をなして治太夫節と稱せらる。始は土佐の座にありて。專ら土佐或は播磨の古淨瑠璃のみを語りしも。後には自ら芝居を立てゝ。新作を興行したり。加賀が世繼曾我興行の時。始めて人形に足を附けたりと傳へらるれど。治太夫亦源氏烏帽子折興行の時。藤九郎盛長及び澁谷金王丸の人形に。始めて足を附けたりとも云ふ。未だ其の前後を知らず。

加賀の歿後京都の淨瑠璃を維持したるは都太夫一中なり。世此流を一中節と稱し。傳へて今日に迨べり。

【一中節】都太夫一中は。もと本願寺派の僧侶なりしが。幼より淨瑠璃を好むこと甚だしく。還俗して角太夫の門に學び。初め須賀千朴と稱す。延寶六年。角太夫の座に出で。助六の心中を語りて名を知られ。角太夫。文彌。治太夫等の諸流を合せて

シヤウ

自ら一流を爲り。元祿。寶永の頃より一中節とて盛に行はれ。受領して和泉掾と稱す。一中は常に亂髮にして。其場に上るや紋紗の十德を着け。白練の長袴を穿ち。小き刀を帶びたり。而して其曲風は流麗健雅の趣味に富みたるを以て。貴紳の間にも賞翫せられ。其樂詩は一段淨瑠璃にあらざれば景事道行の類にして。竹本座の淨瑠璃を。其儘自流に改めて語りしも少なからざりしと云ふ。享保八年歿す。子若太夫一中二世を繼ぎ。聟金太夫三中江戸に下り。門人に在りては秀太夫千中。國太夫半中尤も著はる。國太夫半中は後に江戸に下りて東派後期の唱首となりし宮古路豐後也。千中亦後に江戸に下り。享保十九年。三中と共に中村座に出勤し。夕霞淺間嶽を語る。是より一中節江戸に流行す。千中三世一中となり。三中別派をなして吾妻路宮古太夫と稱せしが。三世死後四世一中となり。寬延中歿す。爾後一中を繼ぐ者なくして其間中絕すると四十年。天明の頃に至り。千葉嘉六なる者あり。新吉原に住す。或は三世一中の孫なりとも云。當時流行せし富本の三味線彈者鳥羽屋里長を語ひ。從來の曲節を一變して五代目一中を相續す。今傳ふるもの即ち是れ也。文政五年歿す。六世一中。通稱を大野萬太といひ。初め千中と稱す。天保五年歿す。五世の門人三中。初め榮中と稱し。弘化四年七世一中を相續せしが。不都合ありて除名せられ。一中の系統は再び中絕す。斯くて安政二年に至り。五世の親戚に千葉仙之助と云ふ八歲の小兒ありしを以て家元となし。八世一中と稱し。日本橋北槇町に住す。明治十年三十歲にて病歿す。實父千葉仙助九世一中を繼きしが。明治十三年。家元を平野梅太郎なる者に讓り。梅太郎は十三歲にて家元となり。十世一中と稱す。又菅野序遊あり。五世一中を助けて再興を成就す。通稱を家田新次郎と云ひ。河東の三味線彈者なり。其子文次郎二代目を繼ぎ。六世一中の歿後別派を立てたり。又二世一中の門人に宇治紫文あり。初め都一閑齋と稱す。七世一中の時に別派を開く。子福之助二代目紫文を襲ぎ。門人紫鳳三代目となる。斯くの如く一中節は都。菅野。宇治の三派に分れて貴紳の間に流行せり。其系統は左の如し。

一世 都太夫一中（初須賀千朴從山本角太夫出立一流稱一中節）
- 宮古路豐後掾（初都國太夫半中後立一流稱豐後節東派後期之祖也）
- 二世 都若太夫一中（一世之男也）— 初代 宇治太夫紫文（初都一閑齋）— 二代 紫文（通稱福之助）— 三代 紫文（初紫凰）
- 三世 都秀太夫千中
- 四世 都金太夫三中（初吾妻路宮古太夫 一世之聟也）
  - 五世 都太夫一中（通稱千葉嘉六）
    - 六世 都一中（通稱大野萬太）
    - 初代 菅野序遊（通稱家田新次郎）— 二代 序遊（通稱文次郎 初代之男也）
    - 七世 都一中（初榮中後三中）— 八世 都一中（通稱千葉仙之助 九世之男也）— 九世 都一中（通稱千葉仙助 八世之父也）— 十世 都一中（通稱平野梅太郎）

享保以後の京都は。角太夫の座もあるかなきかの不振に陷り。加賀の座も元文三年の忠臣いろは夜討に名を取りたるのみにて衰頹に傾き。義太夫節大阪より入り來りて北野。四條。七條の社の各地に興行し。全く其蹂躪に任ずるに至れり。

【西派】（浪華）淨瑠璃の創始及び其流布の前後に就ては。京都。浪華何れを先とすべきか確に知り難しと雖も。相距る太だ遠からざれば。月を過ぎずして流行せしは明か也。されば古くより行はれたるべきは固よりならんも。其特相を具するに至りしは井上播磨が下りし以後也。尤も播磨と前後して源太夫が同門なる伊藤出羽掾ありて操を興行し。文彌節の祖岡本文彌（一說に山本角太夫の門人とも云）。其座にありて一派を弘め。文彌の門人表具屋又四郎。亦一流を爲して表具屋節と稱し。又道具屋吉右衞門の道具屋節等多少行はれざるに非りしも。さしたる發達と影響をば與へざりしなり。播磨通稱を市郎兵衞といふ。京都の人なり。大內の御簾を作るを以て業とす。謠を學びて其技に通じ。源太夫の門に入りて淨瑠璃を學ぶ。能く古流の節譜を味ひ。嘗て江戸萬歲を聽きて大に悟る處あり。遂に一流を創めて。浪華に下り。寬文の頃より大に世に行はる。程なく受領して井上大和掾藤原要榮と稱し。後播磨掾と改む。遒勁の氣韻に富みて。景事。道行を語るに長じ。操年代記の傳ふる所に依れは。賴義北國落の掛物揃。菅原親王の歌仙の段。源氏筑紫合戰の宮島八景。賴光跡目論の鹽釜の段。其他屛風八景。五天竺等何れも播磨が其妙に入りたるものにて。雜駁乾燥にして詞章の拙劣なる者と雖も。一度播磨の唇頭に唱奏せらるゝや。音吐朗々として曲節和合し。聽衆をして恍惚去る能はざらしめしと云。貞享の初め招かれて上京し。四條の芝居に興行し。賴光跡目論を出して非常の好評を博せり。貞享二年五月京都にて病歿す。年五十四。法名を夏月了音日弘と云ふ。源太夫門中播磨獨り最も造詣深くして。嘗て其弟子淸水理兵衞に告げて曰く。「淨瑠璃の體。秋は隨分はなやかにかたるべし。そは人の陰氣を引立たむが爲めなり。春は引きし

めてかたるべし。時の氣に乘じて和かならざれば。人の情に應へ難し」と。以て樂家としての用意を見るべきなり。播磨が門より出でゝ名を成したるもの二人あり。一を清水理兵衞とす。巧に播磨が風を摸して今播磨の名を得。芝居をたてゝ一時世にもてはやされしが。程もなくしてやめぬ。一を井上市郎太夫とす。播磨の京に歿するや。替りて其の長となり。約束の日までつとめて浪華に歸りぬ。共に播門の優なるものなれども。唯師の風を摸したるのみにて一新機軸をいだすが如きはなかりき。竹本義太夫出るに及び。播磨と加賀との特長を採りて西派の淨瑠璃を大成し。西派の各流を蹂躙し。東派の諸流を壓倒し。歌舞伎をして顏色なからしめ。淨瑠璃の隆盛を獨り義太夫節の雙肩にのみ負ひて今日に至れり。

【義太夫節】淨瑠璃と云へば義太夫の事と。淨瑠璃なる名稱が單に義太夫節にのみ限らるゝものゝ如く。世人をして思意せしめし義太夫節は。實に竹本義太夫の創唱に成りしものなり。義太夫通稱を五郎兵衞と云ひ。攝州東成郡天王寺村の農夫なり。生得淨瑠璃を好み。然も聲柄大音にして爽かに。甲乙。地合。自然に兼備す。播磨の風を慕ひ。播磨の門人清水理兵衞に就きて。其奧義を受く。理兵衞の一座を構ふるや其ワキを勤め。芝居中絕するに及び。上京して四條河原に構へ。自ら清水理太夫と改め。日本王代記。松浦五郎等を興行したれども僅に半歲にして中絕す。當時宇治嘉太夫の名聲滿都を動かすを見て。其門に入りて音節の秘奧を學び。西行物語夜盜の段に加賀を驚かして後。庄兵衞の加賀と隙を生ずるや。庄兵衞の請に應じて西國に下る。旅中思ふやう。播磨が流は地節長く音を表とし節を裏とす。加賀が流は地節短く音を裏にして節を細かにす。兩家共に全しと云ふへからず。われこれを配合して彼の長を縮め是の短を補ひ。表裏緩急宜きに適するを得ば。樂界またわれに比すべき者なからむと。是れより深く意を潛めて大に悟る所あり。浪華に歸りて竹本義太夫と改め。貞享二年二月朔日。道頓堀西の芝居に於て近松の作たる加賀が世繼曾我を取りて興行す。竹本賴母。多川源太夫等脇を勤め。吉田三郎兵衞。辰松八郎兵衞等人形を操る。有名なる竹本座は即ち是れ也。義太夫の浪華に歸るや。再び他の糟粕を甜らず。自家獨得の技倆を以て場に臨む。是より名聲大に揚る。翌年加賀浪華に下り。義太夫と競走して失敗京に歸る。茲に於て樂界又其右に出づる者なし。此年。義太夫緣を近松門左衞門に求め。其作出世景淸を得て興行せり。是より近松は續々新作を與へ。元祿に入りては浪華に下りて竹本座の作者となれり。當時浪華の地歌舞伎勃興して公嗜の之に赴くもの多く。一方には伊藤出羽掾が座に種々のからくり有り。岡本文彌こゝに一流を語り。山本飛驒掾又手妻人形の所作事を交へ。文彌が門人岡本阿波太夫の愁節に長ずるさへありしを以て。竹本座の顧客未だ少なかりしが。同十年に及び。嘗て近松が宇治の爲めに作れる團扇曾我の興行に。始めて百餘日の間連續興行を得。是に外題を改めて百日曾我と稱せり(當時の興行五六十日に達する繼續を見るは甚だ稀なりしと云)。爾來或は京に行き。堺を訪ひ。伊勢に廻り。元祿十二年。本海道虎が石の興行に際して。戻子手摺(モジヅリ)を考へ出し。人形の遣ひ樣を見せ。素語を始めたり。操芝居に舞臺を附したるも。此時を以て始とすと云り。翌十四年。口宣を拜して竹本筑後掾藤原博教と稱し。受領の披露として。近松の新作蟬丸を興行す。十五年四月二十三日。曾根崎の天神社內に。おはつ德兵衞の情死あり。近松直にとりて曾根崎心中と外題し。五月七日を初日として興行を始るや。聞く者先を爭ひて集まり。竹本座の繁榮全く他の戲場を壓するに至れり。翌年心中重井筒を興行せし後。筑後病を以て座元を辭し。竹田出雲代りて座元となる。これより先。大阪南船場の人河內屋某。淨瑠璃を好みて義太夫に學び。十八歲の時竹本采女と稱して。竹本座に出で。翌年道具屋吉左衞門と計りて。東立慶町に素淨瑠璃の出語りを始めしが。半ばにして興行を廢し。修行の爲めに。堺に下る。折しも井に投じて心中したるものあり。直に一段淨瑠璃に仕組み。心中泪の玉井と外題を揭げて。思ひの外に當りを取れり。かくて大阪に歸り。長門九郎兵衞と圖り「豐竹若太夫と改め。堺土產泪の玉井を語りて非常の好評を博す。是れ元祿十四年の事なり。是に於て。大阪道頓堀東立慶町には豐竹座あり。西の芝居には竹本座あり。西竹本。東豐竹と稱して。兩座併立すること凡そ八十年間。實に義太夫節が全盛の時代なり。今項を分ちて其景況の大略を記すべし。

【竹本座】竹本筑後掾。病を以て座元を退くや。寶永二年。竹田出雲之に代り。人形。衣裳。道具建等に至る迄善美を盡し。同年三月二日を以て用明天皇職人鑑を興行す。出語出遣は蓋し此時に始れり。次で雪女五枚羽子板。大經師昔曆を興行して。寶永四年に至り。六月四日を以て丹波與作を興行するや。大入大當近年に比なく。正德二年再興行を爲せり。此時若竹政太夫はじめて出座し。大序道中雙六の出語をなす。政太夫は。始め中紅屋長四郎といふ。竹本の流を慕ひて筑後掾に學び。漸く上達するに及び芝居を勸めんことを乞ひたれども。音聲低しとて許されず。去りて豐竹若太夫の京都興行に加はり。後歸阪して名を若竹政太夫と改め。

新地曾根崎の芝居を勤む。筑後測らず其語るを聞きて深く其技に感じ。我流を傳へんと。此人を措きて他に求むべからずとなし。迎へて竹本政太夫と稱せしむ。正德四年九月十日。筑後病歿す。遺命して政太夫に名跡を繼がしむ。筑後掾歿せりと雖も竹田出雲あり。竹本政太夫。陸奧茂太夫。竹本賴母。內匠理太夫。竹本浪花。田川源太夫。長島重太夫等の高足あり。加ふるに人形には辰松八郎兵衛。吉田三郎兵衛の如き名手あり。能く豐竹座に拮抗して其勢を墮さず。有名なる國姓爺合戰は正德五年十一月朔日を以て初日となし。三年越十七箇月其興行を持續し。其後幾度となく繰返されたりき。斯くの如きは實に空前の隆盛と云ふべし。享保二年二月。國姓爺後日合戰を興行するや。甚だ不入なりしを以て。頻に曾根崎心中を語りきといへり。されども。舞臺大幕の上に小幕を引そめしは此時にして。有名なる人形つかひ吉田文三郎の始めて出座せしも此時なりけり。而して同三年には曾我會稽山。同五年には天の網島。同六年には女殺油地獄の如き名作興行され。人をして嗟嘆措く能はざらしむ。享保九年近松門左衛門歿し。竹田出雲代りて作者となる。享保十年。大內裏大友眞鳥を出すや。四段目兼道の身替り。古今の趣向なりとて大當りをとり。十二年七小町を出し。十三年加賀國篠原合戰を作り。五月二十三日を以て其初日とせり。正面の床を橫に直したるは此時なりき。十四年には。長谷川千四と共に尼御臺由井濱出を合作せり。合作の習此に始まる。先是享保八年。出雲松田文耕堂と大塔宮曦鎧を合作す。爾來多數の作者を養ひて出雲其牛耳を執れり。同十六年の鬼一法眼三略卷は。文耕堂及長谷川千四の手に成り。同十九年の蘆屋道滿大內鑑は出雲の筆になる。享保二十年。二世義太夫受領して上總掾藤原喜教と稱し。元文二年。再び受領して播磨少掾と改む。延享元年七月。五十四歲にして死す。二世の門に政太夫。錦太夫。紋太夫。伊太夫。長門太夫。播磨太夫等あり。中に就て政太夫尤も著る。則ち師の跡を繼ぎて三世となる。而して延享二年には夏祭浪華鑑。三年には菅原傳授手習鑑。四年には義經千本櫻興行され。共に古今の大當りと傳ふ。而して千本櫻に次ぎて寬延元年八月十四日を初日とし。出雲及並木千柳。三好松洛の合作に係る假名手本忠臣藏は與行されたり。此大入大當殆んど比なく。時々繰返して興行せられたり。淨瑠璃譜は之を賛して「古い〳〵といひ〳〵。見物も見るは忠臣藏なり。是れより後。忠臣藏の增補數々新淨瑠璃出れども。古元の假名手本にまさりしはなし。扨々奇妙の淨瑠璃なるかな」といへり。此興行中もめあひありて此太夫。島太夫。百合太夫等東に轉じ。政太夫。錦太夫等東より西に來るが如き騒ぎありしと雖も。能く五箇月に亘りて興行し。同四年の戀女房染分手綱亦好評を博し。延享。寬延は實に竹本座全盛時代なりし也。斯くて寶曆に入ても作者に三好松洛あり。近松半二漸く頭角を現はし。太夫に竹本大和掾あり。竹本政太夫あり。大和が弟子に春太夫あり。錦太夫あり。三味線に竹澤甚三郎あり。人形に吉田文三郎ありて其隆盛を維持せしと雖も。同六年十二月。竹田出雲病歿し。竹田近江代て座元たるに及びて漸く內訌を生ずるに至れり。人形在つて以來第一の名手と稱せられし文三郎は。竹本三郎兵衛の子にして其技古今に獨歩し。其工夫身振多くは歌舞伎も之に倣はざれば其眞に迫る事難く。又看客に滿足を與へ難かりきと云。當時の文三郎は實に淨瑠璃の出來不出來に係らず。竹本座の興行に缺く可らざる唯一の人なりき。享保二年。國姓爺後日合戰に始て出座し。錦しやの出遣片手にての晴業。年若けれど流石に親三郎兵衛の子程あり。後々は天晴の役者となるべしと。大評判を取てより。寶曆に至る迄茲に四十年。工夫を凝らして人形の耳を働かしめ。眉を動かし。其服裝に留意して巧に其人形に移らしめ。人形を人形と思はざらしめしものは。實に文三郎の力也。其子文吾亦父に繼て名あり。父三郎兵衛より父子三代竹本座に屬して其功著しく。座元より頭取役を命じたる程なりき。文三郎又冠子と號す。寶曆元年。戀女房染分手綱に始て筆を執り。當世の世話をまぜたる續淨瑠璃に世の取沙汰一方ならざりしより以來。身は人形の遣人にして作者としても世に立たるゝを悟り。同志を語ひて新に芝居を建んとを謀れり。座元竹田近江。人をして和解を試みて果さず。文三郎。一派を率て竹本座を退くに至れり。これ實に寶曆九年の事なりき。文三郎に金主ありて。太鼓櫓幕將に人の目を奪はんとせしに。又其間に人ありて和談を遂げ。文三郎は去りて京都の芝居を勤め。文吾は祖父の名を襲ぎ竹本三郎兵衛と改めて出勤し。一先落着せりと雖も。其折合は到底圓滑には至らざりしが。同十一年。三郎兵衛更に文三郎と改めて江戸に下れり。此年古戰場鐘掛松興行せられ。座元近江。此年の大入に榮華を極めて市中の貴人富家と交を結び。十二月年忘の爲にとて衆人を招ぎ。一夜に四季の體を庭に構へ。其行動人の目をそばむるに至りしかば。官の捕ふる處となりて入牢し。市中は五千兩の御用金を命ぜられ。一時甚だ物騒がしく。當時興行の外題を五千兩金借待と異稱したりき。是より竹本座漸く衰運に向ひ。同十二年奧州安達原を興行し。次て相撲に倣ひ東西二座の當り淨瑠璃を隔日に興行して。所謂御前懸り

シヤウ

淨瑠璃相撲を興行せしも入りを見ること難く。一座悉く江戸に下り。京の竹本座一連代りて來りしも。又散々の不入に終りぬ。明和元年十一月。一座江戸より歸阪し。江戸土産として江戸櫻愛敬曾我を興行し。明和二年。蘭奢待新田系圖を出せしも意の如くならず。同年七月二世政太夫（俗にざこば十兵衞と云ふ）歿し。有爲の太夫は江戸に下り。東西二座太夫を交替すれども効なく。今は殆んど危からんとして。僅に半二等の本朝二十四孝に依りて。辛くも頹勢を挽回するを得たり。其初日は明和三年正月十四日なりき。島太夫。染太夫。鐘太夫等各精勵して其持場にかゝり。四段目に引割御殿のせり上を工夫して觀客に大道具立を示し。漸くにして近年に稀なる盛況を致せり。次て十月太平記忠臣講釋を出すや。忠臣藏にもまされりとの好評を博して。再び全盛期の昔にかへらんとしたれども。これ唯一時の現象に過ぎず。之につぎて關取千兩幟を出せしも。散々の不入にして京の竹本座と交替するに至り。京の一連浪華に下り。並木正三の石川五右衞門一代噺を出したりしに。此度も不評判いはん方なく。相率ゐて逃げ去りぬ。次で半二。松洛等の三日太平記を出せども更に甲斐なく。遂に貞享二年以來連綿として八十三年を經たる竹本座は一度退轉するの非運に陷りて。跡は山下八百藏が歌舞伎芝居の占領する處となれり。されど其歌舞伎狂言も思はしからず。二の替りにて落城しぬ。されば是非に人形座を再興せんと骨折る者ありて。座元を近松門左衞門（無形の人）とし。淨瑠璃外題も門左衞門作の傾城阿波の鳴門とし。新作を出したれども一向に人足つかず。續いておはつ德兵衞を書き直し。讀賣三巴として出したれども是また不入にて。中日迄もなく潰れたり。これは必竟。竹豐の二座ありて互に客を分つが故なりと。策士奔走して同く衰微を極めし豐竹座と交涉し。兩座打込みにて豐竹萬三を名義座元とし。明和六年八月。殿造千丈嶽といふを出したるも。これ亦散々の不入なりしかば。豐竹座の方は分離してほと／＼廢滅の姿となりぬ。こゝに於て又竹本座を再興せんとするの議あり。竹田新松を座元とし。兩三回は不入に拘はらず。一座必死に打ちたれど。頹勢如何ともしがたかりしかば。こゝに一策を案じ。人を以て文三郎を江戸より呼び戻しぬ。文三郎は江戸にありて。福内鬼外の作神靈矢口渡あたりて稍色めきし時なれど。江戸の人氣は左迄にあらず。ことに竹本座は父子三代勤め續きて。今は其座の興廢に係る事なればとて。江戸は矢口をあたり仕舞にして。明和七年の夏大阪へ歸り。口上看板いかめしく出し。江戸にて行はれたる矢口渡を出したれど。是すら左のみ評判なく。日數も打たで終りけり。此上は手段なし。愈〻廢座と決したるを。半二一生の智慧をふるひて妹脊山婦女庭訓を作り。明和八年正月これを出したるに。四五年の不入を一時に取かへしたる程の大入を得たり。妹脊山以後竹本座の當り淨瑠璃として擧くべきは。安永九年の新板歌祭文及び天明元年の時代織室町錦繡の類是れなきに非ずと雖ども。素より延享の盛時と比すべくもあらず。僅に半二に依りて再興の旗を擧げたる竹本座は。天明三年半二の歿するに及び。司馬芝叟。梅野下風。若竹笛躬等筆を執れども沈退甚だしく。天明六年の彥山權現誓助劍を最後の當り淨瑠璃として。寬政。享和以降最早殊更に竹本座に稱すべきものなきに至れり。玆に竹本座及び其流に出でし重なる太夫の系統を示すこと左の如し。

- 一世 竹本義太夫（通稱五郎兵衞初清水理太夫後筑後少掾藤原博教從清水理兵衞出成一流曰義太夫節）
  - 竹本若太夫（初采女後號竹越前少掾）
  - 陸奥茂太夫
  - 長島重太夫
  - 多川源太夫
  - 内匠理太夫
  - 二世 竹本政太夫（初政太夫後播磨少掾藤原喜稱）
    - 初代 竹本紋太夫（上總掾）
      - 竹本七太夫
      - 竹本伊太夫
      - 二代 竹本長門太夫
        - 竹本綾瀨太夫（初相生太夫）
          - 竹本相生太夫
        - 竹本瀾太夫（初小瀾太夫）
      - 紋太夫（初倉太夫）
      - 竹本播磨太夫
    - 三世 竹本政太夫（初小政太夫）
      - 竹本土佐太夫（初三世政太夫）
      - 四世 政太夫（俗稱きこえ十兵衞初仲太夫）
        - 五世 政太夫（初氏太夫）
          - 六世 政太夫（明治三十年歿家元絕矣）
        - 竹本信濃太夫
      - 竹本住太夫

竹本大和太夫（初彦太夫又内匠太夫後大和少掾藤原宗貫）
竹本萬太夫
竹本頼母
竹本文太夫

竹本大和太夫—
初代竹本綱太夫—二代綱太夫—三代綱太夫—四代綱太夫—五代綱太夫—六代綱太夫—竹本織太夫
（二代綱太夫）—初代竹本津太夫
（三代綱太夫）—二代津太夫
（六代綱太夫）—豐竹岡太夫
竹本錦太夫（初和佐太夫後巴竹島太夫）
初代竹本染太夫—二代染太夫—三代染太夫—四代染太夫—五代染太夫—六代染太夫—七代染太夫—八代染太夫
竹本岡太夫
竹本咲太夫
初代竹本春太夫—二代春太夫—三代春太夫—四代春太夫—五代春太夫—竹本大隅太夫
（五代春太夫）—竹本組太夫
竹本組太夫
竹本彌太夫
竹本越太夫

【豐竹座】元祿十四年。豐竹座の設立されて竹本座と相競ふに至るや。若太夫は先づ紀海音を起たしめて。竹本座の近松門左衛門に對せしめたり。當時義太夫近松と合して竹本座の勢ひ世を風靡するに際し。兎も角も之と抗して敢て下らざりしは全く海音が力に依る。曾根崎心中竹本座に全盛を極むれば。海音別に八百屋お七を作り。用明天皇竹本座に大入を見れば。海音又力を曾根松にいたし。正德に入りて竹本座に梅川忠兵衛現はれて六箇月間興行を續くれば。海音又お染久松を作りて大入をとらしむ。如何に當時の若太夫と共に苦心經營せしか。以て推知するを得べし。享保三年正月二日。豐竹若太夫受領して上野掾藤原重勝と稱し。海音の鎌倉三代記を興行す。彼の海音が傑作と稱せらるゝ心中二つ腹帶は。近松の宵庚申と同一の事實を作して。興行も月を同じうす。記錄曾我と傾城無間鐘とは。竹本座の大塔宮曦鎧に抗して。享保八年。豐竹座の興行せし物に係る。海音無間鐘を作りて以後筆を絕ちたりと雖も。西澤一鳳。並木宗輔等代りて竹本座の出雲。松洛等と對し。太夫には若太夫の下に豐竹新太夫あり。出水太夫あり。三絃には野澤喜八あり。人形には藤井小八郎。同小三郎。豐松藤五郎等あり。享保九年。女蟬丸の興行に大入を取てより以來。漸く竹本座と對抗の勢を得るに至り。互に新を競ひ奇を爭ひ。享保十一年四月。近松の作最明寺殿百人上臈を増補したる北條時賴記を出すや非常の大入にして。其勢竹本座を屛息せしめたり。同十二年には攝津國長柄人柱を以て竹本座の三莊太夫五人孃に抗し。十三年には南都十三鐘を以て竹本座の篠原合戰と競ひ。十五年の楠正成軍法實錄には和田七の人形に眼の動く事を工夫し。十六年十月には上野掾上京して禁裏に召され。孫庇の下にて叡聞に備へ。櫻町院の御感にあづかりて。越前少掾の勅許を蒙り。藤原重安と稱す。爾來連年新作を興行せし事。竹本座と異なることなく。作者は並木宗輔。安田蛙文等縱橫の手腕を振ひたりき。元文二年。釜淵双級巴出で。寛保に入りて久米仙人吉野櫻を出して好評を博せり。是れより以後。爲永太郎兵衛等遊君衣紋鑑を作り。詩近江八景を出したれども。左して世を傾くるに足らず。延享三年。越前少掾は一世一代を勤て將に退隱せんとする時。手習鑑竹本座に現はれぬ。同年豐竹座にて興行せし花筏巖流島。左迄の入もなく。延享四年。惡源太平治合戰の興行に。おやま踊。雀踊をはじめたれども世の注意をひくこと薄く。千本櫻西に盛んなる時。僅に歌舞伎黑船の狂言を移して容競出入湊を出せり。並木丈輔。淺田一鳥等の作る處にして。多少頹勢を翻したりと雖も。素より西と對等の勢はあらざりき。折しも此の新地に全盛を誇りたるかしくといふ妓。さる人に引かされて名を八重と改め天滿老松町に住す。八重酒癖あり。兄吉兵衛之れを戒めて。八重に手を負はさる。八重直ちに入牢し。獄門のあさましき身となりぬ。此時南新屋敷の女郎園。大工の丁稚上り六といふ者と心中す。同時に又神崎に於

シヤウ

て御駕籠の十右衞門。多くの馬子と爭ひて手を負せし事あり。これ寬延二年三月十八九日の事なりき。豐丈助。安田蛙桂。淺田一鳥等精勵筆を走らし。二十日に八重霞浪華濱荻と外題看板を揭げ。同廿六日を以て初日となすや。前代未聞の早業なりとて。近國の者迄打つどひ。こゝに始て古今の大當りをとり。七月下旬迄打通しをなすに至れり。さりとて西の手習鑑。千本櫻。忠臣藏。相次ぎてあらはれし當日の勢には似るべくもあらず。かくて寶曆に入りては。太夫に越前少掾が門人筑前少掾藤原爲政。若太夫。駒太夫等あり。三絃には竹澤文五郞。鶴澤重次郞等あり。人形には豐松藤五郞。藤井小八郞。同小三郞。若竹東二郞等あり。作者には並木宗輔を失ひたりといへども。淺田一鳥。並木永輔。安田蛙桂。難波三藏。浪岡黑藏主等のあるありて。寶曆の初年はともかくも八方揃なりき。元年十二月。一谷嫩軍記を興行す。並木宗輔の遺稿にして淺田一鳥等の完成したるもの。非常の大入にして翌年十二月迄興行を持續す。次ぎて倭假名在原系圖を興行す。六年の義仲勳功記には。大切に亂菊枕慈童を出し。藤井小八郞の出遣。座中惣太夫の出語り花々しく。七年十二月に至りて。祇園祭禮信仰記を興行するや。非常の大入大當。三年越を持續して其興行期の永かりし事竹本座の國姓爺に接し。遙かに千本櫻。忠臣藏に抽んづ。爾後豐竹座の興行せしもの數十番に及べりと雖も。其盛なりし事。信仰記に越えたるはあらず。此時代は實に豐竹座の最盛時と稱すべく。此後は竹本座と運命を同じくして沈滯を極め。僅に入をとりたるは十年の祇園女御九重錦に過ぎざるのみ。加ふるに十三年類燒し。一座兩分して京堺に向ひ。次で再び類燒して愈〻窮境に陷り又救ふ可らざる悲運に至りぬ。明和元年九月。越前少掾八十四歲にして病歿す。同十月其追善として攘景淸八島日記を興行し。二年七月內助手柄淵を興行したるを最後となして。八月三十日遂に退轉し。翌年北堀江座新に起りて其傳統を維持し。其翌年豐竹座再興されしかども起伏常なく。朝興夕倒。其興行中記憶すべきもの。僅かに安永元年の艶姿女舞衣あるのみ。茲に豐竹座及び其流に出でし重なる太夫の系統を示すこと左の如し。

- 一世 豐竹若太夫（初竹本采女後越前少掾藤原正恭）
  - 二世 豐竹若太夫（初竹下島太夫又和佐太夫）
    - 三世 豐竹島太夫（初竹本和佐太夫又錦太夫一世之孫也没家元絶矣）
      - 初代 豐竹此太夫（初豐竹伊太夫又美濃太夫後筑前少掾藤原爲政）
  - 初代 豐竹伊勢太夫（初新太夫肥前少掾）
  - 豐竹呂太夫
  - 豐竹岡太夫
  - 初代 豐竹駒太夫—二代 駒太夫—三代 駒太夫—四代 駒太夫—五代 駒太夫—六代 駒太夫（初富太夫）
  - 豐竹鐘太夫
  - 豐竹丹後少掾
    - 二代 豐竹此太夫（初時太夫又八重太夫）
      - 二代 豐竹時太夫—三代 時太夫（初入太夫）
      - 二代 豐竹八重太夫
  - 豐竹筑前少掾（初竹本伊太夫）
    - 二代 豐竹伊勢太夫（初佐太夫）
  - 豐竹湊太夫
    - 豐竹薩摩太夫（初[illegible]與次太夫）
  - 豐竹河內太夫
  - 豐竹要人太夫—豐竹久米太夫
  - 豐竹肥前少掾（初新太夫）
  - 豐竹澤太夫
    - 豐竹十七太夫

【北堀江座】明和三年。豐竹此吉奮て座本となり。豐竹此太夫と謀り。菅專助を作者として。大阪北堀江市の側に一座を設く。豐竹應律。中村阿契。若竹笛躬等此座の爲めに筆をとりて。大入大當一世を傾けたる事あらずといへども。染模樣妹脊門松に興行をはじめてより。明和。安永以降。寬政九年迄凡四十年を持續せり。其內傳ふべきものとしては。明和七年の義經腰越狀。安永二年の攝州合邦辻。五年の桂川連理柵をはじめとし。寬政元年の木下蔭狹間合戰。及び六年の日本賢女鑑とす。狹間合戰の盛んなりし事及びその屢〻繰返し興行せられたる事。義經千本櫻。平假名盛衰記に比すべく。優に在來興行中の第一流に位す。殊に珍らしきは十返舍一九が近松余七といふ名の下に。若竹笛躬等と合作したりし事なりけり。日本賢女鑑亦然り。盛なること寧ろ狹間合戰にまさりぬ。近松柳及び近松松輔の作する處にして。祇園祭禮信仰記。本朝二十四孝と其例を同じうし。北堀江座興行中の白眉たり。其他此座の興行に係るもの三十餘番を數ふれども。多くは古淨瑠璃の改作にして。記憶すべきは前に擧げたるの外。寬政四年の三拾石艠始。其他の一二に過ぎず。然れどもよく衰運に向へる豐竹座より出でゝ。爾後四十年の興行を繼續したる事に至りては。頗る留意すべき價値を存するなり。竹豐の二座已に倒れてよりは。義太夫界は全く其秩序と統一を失ひしかども。時に意外の大當りを取りたるものなきにあらず。寬政年間の蝶花形名歌島臺。加々見山郭寫本。繪本大功記。又は享和の箱根靈驗躄仇討。文化の會稽宮城野錦繡。八陣守護

城の如きこれ也。文化十三年の五天竺。又當時の作としては稱すべきものなりしと云。かくて新作淨瑠璃は殆ど文化年間を限りとし。文政に入りては極めて稀にして。嘉永年中。生寫朝顏日記の出でたる外には。只一の列擧するに足るものさへあらざりしなり。

【江戸の諸座】義太夫節の大阪に全盛を極むるや。逸早く江戸に向て其版圖を弘めたり。享保の初。辰松八郎兵衛東下し。江戸半太夫の座を占めて自ら座本となり。浪華より太夫を聘して大に義太夫節の傳播に力む。斯くて大阪の太夫比年江戸に下り。大に江戸人士の歡迎を受け。彼の竹本國太夫。豐竹島太夫。染太夫。倉太夫。勘太夫の如き。大阪に於ては未熟の圈内に置かれたるものすら。一度江戸に來るや。一枚看板いかめしくして。やんやの喝采を博したりといふ。されど其拔くべからざるの堅壘を江戸に築きたるは。享保十九年の豐竹肥前掾が東下なり。肥前は浪華の人。豐竹越前少掾に學びて新太夫と稱し。豐竹座に勤む。江戸に下るに及びて若松丹後掾の名代を以て興行し。側ら葺屋町の辰松座に出勤せり。堺町を相して新に芝居を設けたるは元文年中のとにして。芝居の主と。座元と。太夫との三を兼ねて世に稱せられし人なり。延享以來の看板は。人形の招ぎを出したりしが。大芝居の如く綺看板に改めたるも此人に始りたりといふ。多くは大阪淨瑠璃の新作を傳へ來りて之れを語り。一二の太夫は常に大阪より下り來りて當りを肥前座にとれり。延享四年。大阪の竹本座より傳へ來りて菅原傳授手習鑑を興行したりし時の如きは。百餘日の大入大當りにして。市中の手習師匠に切落札送りし事。神田紺屋町に屋敷を求めしに。此興行の餘慶なればとて。人之れを菅原屋敷と呼びし事。又は冥加の爲めにとて。龜井戸聖廟の側に紅梅の祉を建立せし事の如きは。世の久しく傳ふる處なり。其後大阪より下りし伊勢太夫を養ひて肥前と稱せしめ。自らは丹後となり。後又改めて宮內と稱して隱栖したりしが。芝居繁昌せざりしを以て。再び肥前となりて小野道風青柳硯を語り。大入を取りたりと云。寶曆七年正月五日江戸に歿す。伊勢太夫間もなく豐竹東治を養ひ。肥前座を辭して大阪に上れり。而して明和以後。大阪の漸く衰靡するに反して江戸は漸く隆盛を極め。名ある太夫の江戸に下る者多く。江戸にも作者を出すに至れり。明和三年に興行せる。和泉式郡軒場梅の如きは。作者明かならざれども大入を取り。同六年には蝦夷錦振袖雛形興行せらる。此頃。吉田冠子江戸に下りて肥前座にあり。玉泉堂及び吉田二一と共に作せるものこれなり。次で時代世話女節用を出せり。當時又別に外記座あり。座元を豐竹新太夫といふ。また大阪の人なり。肥前座と互に盛を競ふ。外記座は。彼の薩摩外記が操を興行したる座にして。寶曆の頃より土佐節と共に世にすたりて。遂に席を讓りたる也。一に薩摩座とも稱す。土佐の座も。明和元年。大阪の竹本座一連紋太夫。土佐太夫。綱太夫等の姬小松子の日遊を興行せし時には。百有餘日間群衆木戶に充ちて。江戸未曾有の繁盛なりきといふ。斯くの如くして。江戸の淨瑠璃諸流は。全く義太夫節の蹂躙する處となりぬ。明和七年正月。薩摩座福內鬼外の作神靈矢口渡を興行するや。其大入大當は非常なるものにして。之に加ふるに吉田文三郎此座にありて人形を操りしかば。其勢ひ比ぶものなかりし。此作はもと富豪三井元之助の囑によりて物したるものにして。元之助は深く文三郎を愛し。文三郎を介して源內に筆を執らしめたるものなりといふ。元之助後紀上太郎と稱して。已も筆を執りて淨瑠璃の作をなせり。程なく文三郎招がれて大阪に下る。同年肥前座。往古模樣龜山染。源氏大草紙等を興行す。前者は玉泉堂。吉田二一等の合作にして。後者は鬼外の作なり。明和八年。鬼外弓勢智勇湊を出し。玉泉堂等肥前座の爲めに關取一鳥居を作せり。安永に入りては。二年鬼外又肥前座の爲めに嫩榕葉相生源氏を作し。三年吉田專藏座のために前太平記古跡鑑を作り。四年忠臣いろは實記を作る。彼の伽羅先代萩の作を以て名ある松貫四。又安永三年始めて鐲鈷駄六一代噺に筆を執り。四年吉田仲二と共に吉野靜人目千本を作り。千品龜井もまた筆を外記座の爲めにとりて。鎌倉山綠翠勝閧を作り。吉田角丸も起ちて貫四と共に戀娘昔八丈を外記座の爲に合作し。安永四年九月二十五日興行す。次で紀上太郎も出でゝ外記座の爲めに作り。鬼外又其門人森羅萬象等と共に。荒御靈新田神德を結城座の爲めに出せり。結城座は。先の說教座結城孫三郎の座なり。享保の頃より世に棄てられて。遂に義太夫に奪はる。斯くの如く作者の陸續輩出すると共に。肥前座に豐竹氏太太夫には外記座に豐竹紋太夫。同住太夫ありて名聲最も高く。肥前座に豐竹氏太夫。同筆太夫等ありて之れに次ぎ。三絃には鶴澤喜八。野澤富八の外記座にあるあり。中古の名人野澤蟻鳳。同庄次郎の肥前座にあるあり。是より天明に至るを江戸の最盛時とす。間もなく鬼外歿せりと雖も。紀上太郎。松貫四猶存して肥前座の爲に筆を執り。達田辨二。鬼眼等ありて伊達競御國歌舞伎を出せり。彼の容揚黛が加賀見山舊錦繪は天明二年に出で。五年には松貫四等の手に伽羅先代萩成て結城座に興行せられ。七年には紀上太郎。容揚黛。焉馬等の間に碁太平記白

シヤウ

石唽は出でたり。されど寛政以後。漸く衰微に傾き。享和。文化の頃。鬼外。紀上太郎等の門人に。筆を執るものありきと雖ども。漸次に衰退して。たゞ寛政の初年に。花上野譽石碑の傳ふべきあるのみ。

遠く顧れば義太夫の加賀。播磨の長を採りて此の曲を大成するや。貞享の始め竹本座の設立せられてより。分れて豐竹座となり。更に北堀江座となり。江戸の諸座を犯して東治の座となり。新太夫の座となり。東西の大部を占領して。其流風の擴布せし事。遠く他の諸流に超絶せり。操は逐次にすたれたりと雖も。素語り盛んにして更に其勢を挫かず。今に至つて二百有餘年。猶天下を三分して優に其二を有つ。

【作者小傳】抑〻聲樂は詩を唱歌するものなり。されば樂は必ず詩と相俟たざるべからず。茲に限りなき樂才を有せる者ありとするも。其の發展は全く詩人の技倆に制限せらるべきなり。樂は詩と抱て始めて成る。詩は樂の根元を組織するものにして。彼の傀儡の如く只樂の發達にのみ關係する者とは全く性質を異にす。淨瑠璃曲が淨雲に依て其形體を成すや。廣き意味に於ける作者は。淨雲に與へたる北條宮内を以て其最も古きものとなす。宮内の後に岡清兵衛ありて金平本を作る。又半太夫に與へたる塚原市郎左衛門あり。加賀に與へたる井原西鶴あり。されども是等は皆本業の餘暇の戯作に過ぎずして。淨瑠璃の作者を以て自家の本領と成し。職業となしたるは實に近松門左衛門を以て嚆矢となす。而して河東。豐後。常磐津。富本。淸元等早くより劇に合せしものは。其曲多く狂言作者の手に成れりと雖ども。是等は淨瑠璃作者を以て目すべきにあらず。淨瑠璃作者として名あるものは。殆んど皆傀儡を役せし義太夫節に限られたるが如き有樣なれば。其高名なるもの丶小傳を茲に掲ぐ。

近松門左衛門　杉森氏。名は信盛。幼名を藤四郎と呼べり。巢林子。平安堂。不移山人等は其號なり。長門萩の人。父を村松八兵衛と云ふ（或は。杉本某なりとも云ふ）。藤四郎は第三子。幼より肥前の國。唐津なる近松寺に入り。薙髪して古澗と號す。時に才智超群。好んで書を讀みしが。久之ありて。經典。佛說。諸子。百家の書に至るまで。悉く通ぜずと云ふことなく。識見卓落。又凡僧にあらざりしかば。終に拔擢せられて。某寺の住職となり。名を義門と改む。然るに幾くもなくして。慨然悟る所あり。寺を辭し去て京師に至り。其の弟岡本一抱の家に寓せり。此より髮を蓄へ。還俗して一條家に仕へしが。洽く朝典に涉り。古學に通ずるを以て。忽ち累遷して。從六位に叙せらる。居ること數年。職を辭し。姓名を改めて。近松門左衛門と云ふ。是に於て傳記小說の作者となり。歌舞伎芝居。都萬太夫。宇治加賀掾。井上播磨掾等の爲めに。淨瑠璃正本を作れり。然るに當時操劇盛に行はれ。其の曲。又淨瑠璃を用ゐしが。其の文詞趣向。倶に佳ならざるのみならず。其の種類も亦僅少にして。一も見るべきものなかりしなり。門左衛門の才學を以て。此間に立つ。其の溢ふるゝ所。必ずや名著なくんばあらず。されば貞享二年。門左衛門は。竹本義太夫の需に應して。出世景淸といふ一篇の淨瑠璃を作る。此れ實に門左衛門が古來の戯曲を一變して。新淨瑠璃を創始せる。第一着筆にてありしなり。元祿三年正月を以て。京師より浪華に下り。竹本座の作者となる。是より作る處無慮八十餘番。而して其文章は豐艷雄健を極め。題を探る極めて廣く。筆を揮ふ極めて縱橫。言語應對。風采態度より。貴賤上下の區別に至るまで。躍々描出して眞に迫り神に入る。荻生徂徠は當時の大儒也。嘗て曾根崎心中の道行の冒頭。此夜の名殘。夜も名殘。死に行く身を譬ふれば。他しが原の道の霜。一足づゝに消えて行く。夢の夢こそ悲けれ。あれ數ふれば。曉の七ッの時が六ッ鳴りて。殘る一ッが今生の。鐘の響の聞をさめ。寂滅爲樂と響くなり」の一節を見て。近松が妙處。此中に在り。他は讀まずして推し知らるべしと絕叫し。靈元上皇亦最明寺殿百人上臈を讀み。其石曼卿が「蝶遺粉翼輕難拾。鶴墜霜毛散未轉」の句を飜譯して。蝶の翼のおしろいを。草にこぼして梢には。鶴の霜毛をぬきかくる。雪は花より花多き」といへるを嘆美し。斯かる才を以て和歌を詠ぜば秀逸定めて多かるべし」と宣ひき。嘗て酒呑童子枕言葉を作り。茨木屋幸齋が奢侈に耽りし事を綴れるとき。金の冠着ぬばかりと書きて。夜も更けたればとて。筆を止めしが。偶〻座に來合はせたる。穗積以貫。竹田小出雲等相語て云。金の冠とは。町人に似あはしからず。少し書き過ぎしが如く覺ゆれば。改作さすべしとて。翌日行きて見けるに。猶は持病に在りとかやと。書き續けしかば。兩人は其伏線の意外なるに驚き。舌を卷きて歸れりと云。享保九年十一月二十一日歿す。大阪八丁目寺町法妙寺に葬る。或はいふ山口縣山口妙泉寺に葬ると。享年七十二歲。辭世の辭あり。曰く。

代々甲冑の家に生れながら武林を離れ。三槐九卿につかへ。咫尺し奉りて寸爵なく。市井に漂て商賣知らず。隱に似て隱にあらず。賢に似て賢にあらず。ものしりに似て何も知らず。世のまがひもの。唐の大和のをしへある道々。技能

雜藝滑稽の類まで知らぬ者なげに。口にまかせ筆に走らせ一生を囀りちらし。今はの際にいふべく思ふべき眞の一大事は。一字半言もなき倒惑。心に心の耻をおもひて。七十餘りの光陰。おもへばおぼつかなき我世經畢。もし辭世はと問人あらば。

それ辭世去ほどに扨もその後に。のころさくらの花しにほはゞ。

享保九年仲冬上旬　入寂名阿耨院穆矣日一具足居士

不レ俟二終焉期一豫自記。春秋七十二歲

のこれとは思ふもおろかうつみ火の。けぬまあたなるくち木かくして。

其作中最も名あるを女殺油地獄とし。天の網島之に次ぐ。其他時代物に在ては曾我會稽山。國姓爺合戰。雪女五枚羽子板。吉野都女楠。關八州繫馬等。世話物にありては冥途の飛脚。丹波與作。心中重井筒。歌念佛。博多小女郎浪枕の如き。皆以て千古の傑作と稱せらる。嘗て語て曰く。昔の淨瑠璃は今の祭文同然にて。花も實もなきものなりしを。某出て加賀掾より筑後掾へうつりて作文せしより。文句に心を用ゐる事。昔に替りて一等高く。例へば公家武家より以下皆夫々格を別ち。威儀の別よりして詞遣ひ迄其うつりを專一とす。此故に同じ武家なりと雖ども。或は大名或は家老。其外祿の高下につけて。其程々の格をもつて差別をなす。是もよむ人の。夫々の情によくうつらむ事を肝要とする故なり。」云々。又曰く。惣じて淨瑠璃は人形にかくるを第一とすれば。外の草紙と違ひて。文句皆な働きを肝要とする活物なり。殊に歌舞伎の生身の藝と芝居の軒をならべてなす業なるに。正根なき木偶に色々の情をもたせて。見物の感をとらむとする事なれば。大方にては妙作といふに至り難し。某若き時。大内の草紙を見侍りける内に。節會の折ふし。雪いたう降り積りけるに。衞士に仰せて橘の雪拂はせられければ。傍へなる松の枝もたはゝなるが。うらめしげにはね返りてと書けり。是心なき草木を開眼したる筆勢なり。これを手本として。我淨瑠璃の精神を入るゝ事を悟れり。」云々。又曰く。淨瑠璃は憂きが肝要なりとて。多くあはれなりなんどいふ文句を書き。又は語るにも文彌節樣の如くに泣くが如く語る事。我作のいきかたにはなき事なり。某の憂は。皆義理を專らとす。藝のりくぎが義理につまりてあはれなれば。節も文句もきつとしたる故愈々あはれなるものなり。」云々。又曰く。淨瑠璃はもと音曲なれば。語る處の長短は。節にあり。作者より字配りを志かとつめ過ぐれば。かへつて口にかゝらぬ事あるものなり。我作には此かゝはりなき故。天爾波おのづと少し。」云々。又曰く。藝といふものは。實と虛との皮膜の間にあるものなり。虛にして虛にあらず。實にして實にあらず。此間に慰みあるものなり。」云々と。以て其自得と用意とを見るべきなり。坪內逍遙が近松の評中に。彼れが作は。其體に於ては叙事詩なれど。其用に於ては脚本なり。彼れは聽かしむると同時に。見せしめんと力めたり。彼れは。毎に作と三絃との關係に注意し。又毎に作と傀儡との關係に注意せり。かるがゆゑに。正しく彼れを批判せんとする者は。ひとり讀むべき文章としてのみ彼れが作を觀るべからず。聽くべきものとしての價値ならびに看るべきものとしての效果をも考へざるべからず。而して近松が最も心を潜めたるは。明かに後の二需要に應ずるの秘訣なり。彼れは此の二需用に應ぜんがために。當時存在したりしあらゆる材料を蒐集し。巧みに之を混和したり。例へば聽覺を悅ばしめんがためには。當時唯一の劇詩。むしろ抒情詩的劇詩ともいふべき。謠曲及び狂言の粹を拔き。或は平家琵琶。或は說經。祭文。俗歌。童謠。鄙曲。流行節その他あらゆる謠ひものゝ要素は。自在に之れを拾收し來たりて其作中に利用せざるなし。さてまた。視覺を娛ません爲には。已に其のころ行はれたりし。尙幼穉なる傀儡はいふに及ばず。能狂言に於ける扮裝。科介。雅びたる舞蹈。俗間の踊の手。あらゆる興行物(見世物)ありとある展覽物の。苟も人目を悅ばすに足るべきものは。取りて以つて材料とし。之れを其の作に利用せざるなし。實に目に訴ふると。耳に訴ふるとは。巢林子が常住の目的なりき。彼れは此の二需要だに充すことを得ば。其の他を毀損する事あらんも介意せざりし也。」云々と曰ひしは。蓋し能く當れるの言といふべし。

紀海音　榎並氏。俗稱は喜右衞門。後に善八と改む。又鳥觀齋契周。貞我庵貞峨等の號あり。父を貞因と云ひ俳諧師なり。兄は油煙齋貞柳といひ。狂歌を以て著はる。海音初め黃檗の宗旨を信じ。和州柿本寺に入り。悅山和尙の弟子となりしが。後に還俗して居を大阪にトし。醫を以て業と爲す。又當時和學の大家たる釋契沖の門に入りて。其の教を受け。鳥觀齋契周と號す。後貞我庵貞峨と改む。旁ら淨瑠璃本の著作をなし。紀海音と稱し。豐竹座成るに及びて其作者となり。以て近松門左衞門に對せり。其作中鎌倉三代記。心中二つ腹帶。八百屋於七歌祭文等最も稱せらる。海音の作。趣向或は粗略の嫌なきにあらず。然れとも文詞流麗にして。見るべきの妙處少からず。元文元年夏。法橋に叙せられ。寛保二年十月四日歿す。大阪八丁堀寺町實樹寺に葬る。享年八十歲。

錦文流　未だ氏名を詳にせず。俳諧を能くし錦頓軒と號す。浪華の人。座摩社の邊りに住す。井原西鶴の流を斟み。數多の浮世草紙を著はせり。又淨瑠璃本數種を著はす。其の趣向を取る甚佳ならずと雖も。當時西澤一鳳。櫻塚西吟等と竝稱せられたりき。

文耕堂　松田氏。通稱は和吉。竹本座の淨瑠璃作者なり。近松門左衛門に踵で起り。正德三年。始めて河内國姥が火といふ淨瑠璃本を著す。其後。享保八年二月。竹田出雲と倶に大塔宮曦鎧を作り。其の他御所櫻堀川夜討。鬼一法眼三略卷等數多の著作あり。氏は筋立頓作の高才なりしといふ。

竹田出雲　名は清定。千前軒と號す。其の父は。阿波の人。清一と云ふ。始め江戸に來り。出雲を學ぐ。後傀儡師となり。京師に上り。萬治元年。出雲掾となり。終に近江掾と改む。寛文二年。大阪操座の座主となる。其の歿するや。兄の清英近江掾と爲り。而して清定は。出雲の名を受け。竹本座の座主となりぬ。享保八年。文耕堂と始めて大塔宮曦鎧を著はし。門左衛門に添删を乞ひ。程なく三國志鼎軍談を作りて門左衛門に示したりしが。門左未だしとなして其秘訣を授けたり。茲に於て非常なる精苦を以て。大内裡大友眞鳥を作りて之を門左に問ふ。門左時に病蓐にあり。出雲枕頭に就て之を讀む。中に兄弟身替りとなり居るを二人の妻知らずして。互に我が夫と思ひたがへて爭ひ。後に始終を聞て驚くところあり。門左衛門枕を欹て莞爾として曰く。是なり〳〵。斯く見物は先よりして仔細を知れど。人形は知らずして爭ひ驚く。こゝらが大に見物の悦ぶ所なり」と。是より技倆大に進み。著はす處頗る多し。之を門左衛門に比するに。文詞の妙は及ばずと雖も。趣向の巧みなるに至りては。更に一歩を抽んづ。是れ出雲は。己れみづから竹本座の座主なりしを以て。趣向を巧みにして。多く觀客を誘はんと欲したればなり。其終生の傑作と稱せらるゝ假名手本忠臣藏は全く出雲の結構に成り。三好松洛。並木千柳等各受持を定めて作りたるものなりしが。劇中第一の立物たる由良之助の初めて出る所並木千柳之を受持ち。如何にして之を出すべき乎と工夫し。此大立物の四段目まで出でず。今始めて出る所なれば極めて大切の事なり。主家の大變を聞きて取物もとりあへず來らば其威儀を損すべく。去り迚主君の死に臨める所に落付顔に勿體ぶりても出されず。止むを得ず之を出雲に謀る。出雲曰く。「足下は左樣に兩方をかけて思案をさるゝ故趣向出ざる也。由良之助國許に在りて此大變を聞き。晝夜分かず馳せ着き。既に今日上使來りて判官切腹に及ぶことも聞たるなるべければ。日頃の仁體を捨ていかにも狼狽へあはたゞしく出るやうにせらるべし。是れ由良之助の仁體を捨たるところ。由良之助の仁體を見するといふもの也」と。千柳膝を拍て喜び。其工夫の如く。判官が腹へ突たつるとたんの拍子ばた〳〵にての出端。意外に驚きたる觀客は大に之を喝采したりき。菅原傳授手習鑑。義經千本櫻。亦一代の傑作なり。寶曆六年十月二十一日歿す。享年六十六歳なり。辭世に云く。「影涼し水に彌勒の腹袋」と。

西澤一鳳　山本氏。名は治重。通稱を正本屋九右衛門と云ふ。浪華の書賈。心齋橋南江四丁目に住し。好んで淨瑠璃本を著はす。本朝檀特山。建仁寺供養等一鳳の作にかゝるもの少からず。殊に其の北條時頼記は。最も世の好評を博し。演戲すること二箇年の長きに及べりといふ。享保十六年五月二十四日歿す。下寺町大蓮寺に葬る。享年六十七歳。辭世あり。「散りゆくや風に常磐の木の葉雨」と。

並木宗輔　通稱は松屋宗介。千柳と號す。舍柳。市中庵は其別號なり。浪華の人。竹本座に在りては出雲。松洛等と合作し。豐竹座に轉じては一鳳。一鳥。蛙文等と共に筆を執り。著はす所の忠臣藏金短册。那須與一西海硯。苅萱桑門筑紫轢。和田合戰女舞鶴。釜淵双級巴等最も世に稱せらる。寛保二年。江戸肥前掾座に聘せられ。居ること數年にして浪華に歸り。一谷嫩軍記の稿を起し。未だ成らずして歿す。時に寛延二年九月七日。享年五十七歳なり。其作舞臺面の大にして變化と統一との妙を兼れたること出雲に次ぐと云ふ。

三好松洛　浪華の人。醫を以て業と爲す。竹田出雲の門に入りて竹本座の淨瑠璃作者となり。出雲。半二を助けて合作最も多し。

淺田一鳥　通稱は森長三郎。浪華の人。謠曲の師なりしが。後淨瑠璃作者となり。豐竹座に聘せらる。著はす所頗る多し。

長谷川千四　大和の人。長谷寺の僧也。後浪華に出て還俗す。竹本座の作者たり。

爲永太郎兵衛　初め竹田庄藏といひ。千蝶と號す。浪華の人。元文。延享の頃に出でたる豐竹座の作者なり。

近松半二　浪華の人。儒家穗積以貫の子なり。少壯にして放蕩不羈。好んで遊里に入り。花柳を折る。中年に及び。竹田外記に從ひ。淨瑠璃作者と爲り。寶曆元年。外記と倶に行者大峯櫻を作る。出雲に次で竹本座の牛耳を取り。其名頗る江湖に揚る。其作中太平記忠臣講釋。本朝二十四孝。近江源氏先陣館。蘭奢待新田系圖。妹脊山婦女庭訓。姻袖鏡。新板歌祭文。關取千兩幟等。最も世に著はれたるものな

り。其の文字は。門左。出雲に比して。稍劣る所ありと雖も。結構の偉大。意匠の奇拔なるに至りては。却て兩人を凌駕するの妙處なきにあらず。晩年山科に幽居し。天明三年二月四日。享年五十九歳を以て歿す。一代の妙文字と稱せらるゝ。太平記忠臣講釋のおりえ浮橋の出端。加茂川と井ぢの小川も月やどる流れはおなじ二人づれ」の句は。實に九日間の推敲によりて成りしものなりと云ふ。

並木正三　通稱は和泉屋正三。初め久太郎と云ふ。浪華の人。道頓堀宗右衛門町に住す。父を正朔といふ（一說に高砂屋平右衛門といふ菓子商なりと）。正三幼少の頃より。頗る演劇を好み。並木宗輔の門に入り。幾くもなくして名聲大に揚る。又力を演劇に盡くし。革善の益を興へしこと少からず。安永二年二月十七日歿す。千日前の法善寺に葬る。享年四十四歳なり。正三の淨瑠璃に於ける最も古作の脚色を飜案するに妙を得たりしと云ふ。

近松東南　通稱は伊助。浪華の人。淨瑠璃作者なり。晩年髮を剃りて。綾子播磨と稱す。最も三絃の技に達せしと云ふ。

福内鬼外　姓は平賀。名は國倫。字は士彝。通稱を源内といふ。又紙鳶堂。天竺浪人。風來山人等の別號あり。讃岐志度浦の人。享保十四年を以て生る。其の先は信州なる平賀源心の裔に出づ。父名は定右衛門。高松侯の足輕役たり。源内幼にして穎語。奇才あり。夙に大志を抱きて世に容れられず。終に遊戲文字を借りて僅かに其積憤を洩す。明和七年。傀儡師の勸めに由て。始めて神靈矢口渡を著はし。大に世に稱せらる。源内本とより淨瑠璃作者に非ず。然れども詞藻富贍。文章奇拔にして。妙。紙背に徹するものあり。平秩東作嘗て其義峯御臺道行の所を指して。此の文意にては。義峯公東海道を下る道行ならん。されば今の六郷の渡に來りて。矢口渡には至らざるべし。此義如何」と難ぜしに。源内暫時首を傾けしが。忽ち筆を執りて。「行末の六郷は。近き世よりの渡にて。其古へは都より。東へ通ふ旅人の廻るも遙か。弓と弦。矢口渡と聞えたる。其水上は調布や」と綴りて。六郷の渡の所へ記入せしかば。東作瞠若として。其才に感嘆せしとぞ。又太田南畝は。矢口の渡の名文句なりとて。忠臣義士のためなみだ。天に通ぜば。あまの川。つゝみもきれて流るらん」といふを讃せりといふ。安永八年十一月二十日。人を殺して獄に下り。同年十二月十八日。病て獄中に歿しぬ。橋場總泉寺の側に葬る。

松貫四　通稱は萬屋吉右衛門。江戸の人也。葺屋町に住し。茶店を開きて業と爲す。又淨瑠璃を著はし。伽羅先代萩の名作を出せり。

容揚黛　江戸の人。醫を以て業とす。義太夫江戸に盛なるに及び。鬼外。貫四等と同じく淨瑠璃を作る。加賀見山舊錦繪。碁太平記白石噺等最も名あり。

近松柳　初め並木柳と稱す。後柳太郎と改む。寛政年間。若竹笛躬等と。淨瑠璃を作れり。繪本大功記最も著はる。

吉田冠子　有名なる傀儡師吉田文三郎。冠子と號して淨瑠璃の作をも爲せり。

若竹笛躬　通稱は藤九郎。浪華の人。傀儡師にして。淨瑠璃の作者を兼ぬ。

中村魚眼　俗稱を中村屋某と云ふ。浪華の人。新地に住し。茶店を開きて業となせり。又淨瑠璃の作者なり。蝶花形名歌島臺は笛躬と合作せしものなり。

近松德三　初め大枡屋勝助と云ふ。晩に德叟と改め。雅亮と號す。浪華の人。父は大枡屋勝右衛門。坂町に住し娼樓を營めり。德三幼より戲曲を喜び。夙に近松半二に就て學び。司馬叟と稱す。著はす所の箱根靈驗躄仇討。花上野譽の碑。敵討優曇華龜山等。人口に膾炙するの佳作少からず。文化の初め。熊澤蕃山が露のひぬ間といふ今樣歌を根據として。朝顏の事を淨瑠璃に綴りしが。未だ世に出さゞりしを。後世其趣向を聊か改竄して出たせるもの即ち生寫朝顏日記にして。今に至るまで人口に膾炙せり。文化七年八月二十六日歿す。享年五十七歳。

要之淨瑠璃は京阪の間に創始せられ。淨雲之を受て江戸に其礎を立てしより。其豪壯の風は一方に金平の激越となり。一方に土佐の淸楚となり。河東之を大成して淸冷淡雅の風となし。淨雲に出でし源太夫が流は一方に播磨の遒勁となり。一方に加賀の濃麗となり。義太夫之を大成して醇健透徹のものとなせり。而して他の一方即ち一中の閑雅よりは豐後の柔婉を出し。豐後よりは更に常磐津の流麗となり。新内の悽怨となり。常磐津變じて淸元の粹[illegible]となりたるなり。而して東派諸流が傀儡を捨てゝ遂に劇に合し。西派を大成せし義太夫節の増々傀儡を役して歌舞伎を壓せしが如きは。美術上より淨瑠璃を硏究する者の最も留意せざるべからざる所なりとす。（以上參考書。聲曲類纂。嬉遊笑覽。竹豐故事。江戸節根元集。淨瑠璃史。江戸時代戲曲小說通志。遊藝起原。其他）。

ジヤウ井　讓位とは。天皇の新主に位を讓りたまふを云。遜位と云もおなじく位を退きたまふ也。脫屣と申すも。古き草履を捨るが如く。萬乘の御位を惜しともおぼしめさず捨てたまふを云ふ。何れも御在世のうちに位を退き給ふことなり。皇極天皇が同母弟孝德天皇に位を讓り給ふを讓位の始とす。乃ち皇極を皇祖母

シヤウ

尊と稱し奉る。此後讓位のとおりし天皇は。持統。元明。元正。聖武。孝謙。光仁。平城。嵯峨。淳和。清和。陽成（陽成天皇游嬉度なし。攝政基經等連に諫れども聽かず。是に於て狂暴益〻甚く。宮人を樹に登らしめ手自ら之を刺殺して笑樂となす。基經見て大に驚き諸大臣と議し。天皇に遜位を請ひ。仁明の第三子時康親王人君の度あるを以て迎て神璽を奉る）。宇多（後太上天皇と稱す）。朱雀。冷泉。圓融。華山（寵する所の弘徽殿の女御薨ずるを悲み脫屣の志を起し給ひ。寛和二年夏六月。左少辨道兼に誑かされ。潛に華山の元慶寺に遜れ給ふ。道兼劔璽を東宮に奉る。則一條天皇也。天皇は圓融太后の所生にして道兼は太后の姪也。道兼實は東宮の早く天位を踐み給はむ事を欲して。華山を賺かし奉りし也とぞ）。一條。三條（天皇常に藤原道長の專權を惡み宸襟を安ぜられず。後病を得終に明を失ひ給ふ。道長屢〻位を去らむとを諷す。天皇懌ばず。是に至て意を決し脫屣せさせ給ふと也）。後朱雀。後三條。白河（堀河。鳥羽。崇德三帝四十餘年の間院中に在て機務に與り。院宣を以て天下に號令し給ひ。崇德天皇の大治四年に崩す）。鳥羽（白河をば本院といひ鳥羽をば新院と稱す。新院は白河崩して後政務を院中に執る事二十四年。保元元年に崩す）。崇德（此時鳥羽をば一院と申し崇德を新院と稱す。始め鳥羽法皇美福門院得子を專寵し。其生む所近衞天皇を立てむと欲し。かく禪位を急かせられし也。保元物語に先帝（崇德天皇）異なる御志もわたり給はぬに。おろし給ひしこそ淺ましけれ。」古事談に待賢門院は。白河院御猶子の義にて入門也。其間法皇密通し給ふ。人皆之を知る。崇德院は白河御胤子と云々。」斯る事よりして鳥羽法皇と崇德との間甚不快を生し。遂に帝位を爭ふの亂はいて來しなり。此時崇德上皇おもへらく。我身こそ位にかへり即かすとも。重仁は一定今度は立つへしと。しかるに美福門院のはからひにて鳥羽の第四子（崇德同母弟）後白河天皇を位に立て參らす。鳥羽法皇崩じて後。ある夜新院昔を以て今を思ふに。天智は舒明の太子也。孝德の子多かりしかど位に即き給ひ。仁明は嵯峨の第二子たれど。淳和の子をさし置きて祚を踐む。華山は一條に先たち。三條は後朱雀にすゝむ。我先帝の太子に生れ帝位を辱くし。上皇の尊號につらなるべくは重仁こそ位に即くへきに。文にもあらず武にもあらぬ四宮（後白河）に超られて。父子共に愁にしづむ。然れとも鳥羽おはしますほどは力なく二年をすごしぬ。今は我天下を奪はむこと何の憚かあるべきとのたまひて。武士共を集め兵を擧げ給ひしが。內裏がたの軍に打まけて遂に讃岐國志度に遷りまし。長寛三年に崩す。此の兩帝位を爭ふの軍を保元の亂といふ）。後白河（院中にて政務を沙汰し給ふ事。二條。六條。高倉。安德。後鳥羽の五帝凡そ三十餘年）。二條。六條（三歲にて位に即き。五歲にて八歲なる叔父高倉天皇に讓る。是は後白河上皇の御計ひとぞ。未だ冠せざるの太上天皇は古よりあることなし。）高倉（此ころ法皇は鳥羽殿に幽せられ。高倉上皇は新院と申せしが。政に與かり給はず。攝政も名のみにて。天下の事こと〱く平淸盛か心のまゝ也。さて壽永二年源氏の兵都に上る。法皇ひそかに鞍馬に幸す。平宗盛等法皇逃れ給ひしかば力なく。主上及ひ神器を擁して都を落ち。西國に走る。法皇京師に主なきを以て。高倉の第四子尊成を立つ。則後鳥羽天皇也。これより二帝あり。安德をば先帝と稱す。高倉の皇子安德の外二宮は西海に在り。三宮と四宮は洛にあり。此外以仁王の子木曾宮いませり。後白河法皇は建久三年に崩す）。後鳥羽（院中にありて機務を聽斷する事在位の時のごとし）。土御門（これ後鳥羽上皇の御はからひ也。順德天皇位を皇太子懷成親王に讓る。これ九條廢帝にて後に仲恭天皇と申す。此時三上皇あり。後鳥羽を一院とも本院とも申し。土御門を中院と申し。順德を新院と稱せり。後鳥羽上皇嘗て武臣の專權を憤り。北條氏を伐たむとして兵を集む。關東是事を聞き。急に來り攻めしかば。京軍敗れ。天皇は在位七十餘日にて位を遜れ。本院を隱岐國へ。新院を佐渡國へ。中院を土佐國に遷し參らす。義時高倉天皇の二宮守貞親王の子茂仁を立つ。則後堀河天皇也）。後堀河（位を皇太子四條天皇に讓る。仁治三年天皇崩して嗣なし。此時順德院未た佐渡にまし〱。其御子忠成京にましゝます。關白道家の外孫なれば之を立申さむとて。關東へ議せられしに。泰時秋田城介義景を京にのぼせ。土御門の第二子邦仁を立まゐらす。則後嵯峨天皇なり。城介着京以前に忠成親王立せ給はゝ如何すべきやといひしに。汝を遣す上は何の憚かある。たゞおろして土御門院の御子を立てよといひしかば。城介急き上洛して泰時の旨を奏す。順德の母修明門院も道家も大に驚きしかど力およばず）。後嵯峨（上皇は院中にて政を執り給ふ事二十餘年にして。）龜山天皇の文永九年に崩す。正元元年後深草天皇位を皇太弟龜山天皇に讓る。此時後嵯峨上皇を一院と申し。後深草を新院と稱す）。龜山（此時後深草を本院といひ。龜山を新院と云ふ。龜山上皇院中にて政を執り給ふ）。後宇多（後深草上皇院中にて政を執り給ふ。此時太上皇三人あり。後深草を一院とも本院ともいひ。龜山を中院といひ。後宇多を新院と云。世に傳ふ。北條時宗嘗て後嵯峨の遺詔を矯め。後深草。龜山二天皇の孫互に位を嗣き給ふべき由に定め。すべて讓位。即位。立坊。みな北條氏の計ひに出づと。これ五十餘年南北分爭の亂根也）。伏見。後伏見。花園（位を後

醍醐天皇に讓る。此天皇元弘元年笠置へ幸し。後村上天皇より後龜山天皇まで南北兩立の世となり。後小松天皇に至りて南北合一せり）。後小松。後花園。正親町。後陽成。後水尾。明正。後西院。中御門。櫻町。後櫻町。光格など。上古より讓位の例右に記するか如し。其事實天皇の宸衷より出し讓位あり。攝關外戚の意に成りしあり。鎌倉以後武臣の心に出しもあり。其次第一々爰に詳かにせず。これ皇室の變例たり。明治二十二年皇室典範を制定せられ。讓位の例を廢し。皇位繼承。踐祚。即位等の定式を建らる。萬世不刊の典といふべし。

シヤウヱム 莊園。租税志云。莊は田舍なり。莊園とは。猶別業の田園と言ふかごとし。古は山野閑地を。大臣巨室に賜て。別業を營ましむ。爾來勢家多く閑地を占め。墾闢縱横。素封充滿。驕奢豪俠自ら結束せさるに至る。神皇正統記に云。中古以來。多く莊園を立て。不輸の地多し。遂に亂國と成れりと。又退私錄に云。國司不入の地なりと。夫れ不入とは。政規範圍の外に置き。百事其の自由に任すの謂なり。故に和訓栞に以て私領とす。聖學自在に。莊園停廢の宣旨を載せたり。又後三條帝嚴禁の勅あり。凡そ莊園の地たる郡に非す。鄕に非ず。國法の度外に在り。聖主賢臣と雖も。之を如何ともする無きに至れり。又天平二十年。弘福寺所務所注言に云。水田三十五町二段九十三歩。墾田三段一百九十六歩。墾陸田一町。莊家一所と。此時未た莊園の名稱を見す。然とも莊家は權門勢家の置く所。之を管する者即ち莊長なり。後世變して莊司となり。其勢國司と相抗す。遂に資て以て割據封建の勢を成す所なり。又云。莊園は本と。別莊の田園を謂ふ。和訓栞に云。湯沐の田を。外家に讓り。功田子孫に至り。寺に施入せし類。私領と名つけ官より給賜するに非さるものなりと。中古以來。概れ領家社寺の專有する所となり。殆と國郡の膏腴を盡し。深根固帶復收む可らす。遂に以て莊園海内に充滿し。輸租田幾もなく。國の凋弊を致すに至る。朝廷數〻宣旨を下して。之を廢せんと欲す。而して能はす。賴朝亦地頭を置き。之を管掌せしむと雖も。之に主たる者。尙ほ領家とす。爾後地頭領家相鬩き。莊園遂に其實を失ひ。所領知行の基を爲すに至れり。降て足利氏に及ひ。莊園徒に空名を存し。其實は全く武族の所領たるに至る。莊園是に於て亡ふ。德川氏の世。尙某莊の地あるは。蓋し其遺稱なり。」農政座右云。孝德天皇紀に。詔罷二昔在天皇等所レ立子代之民。處々屯倉及別臣連伴造。國造村首所レ有部曲之民處々田莊一。仍賜二食封大夫以上一各有二差降一と見え。又白雉元年。白雀見二于一寺莊一とあり。古へよりありしものなるべし。其後次第に國々の莊園多くなりしよしは。神皇正統記に見えたり。これはすべて故ある私領の地にて。貢賦あることなく。今の下やしきなど云もの丶大なるものなり。後に至りては。公田を郡と稱し。私領を莊と號して。勝手にまかせ。開墾の地など云ひ立て丶。これをも莊と唱へしほどに。終には公田よりは多かりしかば。新立莊園停止すべき旨など。屢〻詔ありしなり。このこと古人の說もありて。こゝに云はんも煩しければ。悉さず。其地を守るものを。莊司など稱して。終に大名と號し。其の地を私することになり。亂れし世に城を構へ。人に奪はれまじと據りしほどに。自ら封侯の如く成り行き。勢あるものは近隣をも併せたり。故に京官及寺社の領主などは。皆これを失ひ。莊園の名も廢したるなり。」按るに莊園の興廢。其弊害大略右のことし。但し莊園の從て來る所は。多くは賜田なり。賜田の中には。荒廢閑地等を。後宮。皇子或は臣下に賜ひ。私田たらしめ。此地漸々に變して莊園となりしならむ。其始めは。何時にありしにや。詳かならねど。水戶家の食貨志に。班田制壞。莊園漸盛。始桓武嵯峨朝。親王及王臣莊。頗遍二滿郡國一。といへる如く。桓武天皇。延曆十六年八月。勅して諸家の莊長。多く私佃を營み。勢威を假りて。民を蠹害するを禁せらる。」嵯峨天皇弘仁十三年十二月。中納言良岑安世。上疏して。河内國は諸家の莊園あり。土人數少く。京戶過多なり。依て京戶土人を論ぜず。田一町を營する者は。正税三十束を出擧せんと請ふ。詔りして。これを許さる。」宇多天皇。寬平八年四月の太政官符に。權貴の家勢威を挾み。莊家の側近と稱して。平民の田地を妨け。或は賣買和せす。三四十町を點領し。或は事を負累に寄せて。五六載の券を責め取り。租を收るに至ては。拒捍して輸さす。賦税これに依つて入らず。國司之が爲めに煩ひ多し。仍て諸宮王臣の家。及び五位より已上は。莊田。品位職田を除くの外。一切に耕種することを聽るさゝる旨を令す。」醍醐天皇。延喜二年三月の太政官符。諸院。諸宮。王臣の家。諸國の部内に於て。或ひは本より田地有て。自ら莊家を立て。或は新に山野を占めて。其地利を收む。此等の一事に因て。各便宜を求め。民の私宅を借りて。稻穀等の物を積聚し。號けて莊家と稱し。好て官物を妨ぐ。國吏の力。敢て制止せす。出擧收納自由なること能はす。公事の濟り難き。職として之に由れり。去る天平九年九月二十一日。及び天平勝寶三年九月四日。兩度の格に云。臣家の物を諸國に貯蓄すること。自今以後宜く皆禁斷すべし。若し犯すこと有らば。違勅の罪を科せん。其物は沒官し。國司。郡司は。即ち見任を解却せんと。勅す。先後の格旨禁制嚴峻なれとも。諸國の牧宰履行あること無し。宜く重て下知して更に然らしむること勿るべし。仍て須らく。莊家と假號し。國の爲に妨を致す

シヤウ

者は。違勅の罪を科して。物皆沒官すべし。其使及び莊の撿校專當預等と稱し。放縱不遜にして。以て國務を妨けん者は。蔭贖を論せす。杖六十に決せよ。但し元來實に莊家と爲し。國務を妨けざる者は。制限に在らす。」華山天皇。寛和元年。位に即き。初て詔して。格後の莊園を停止せらる。」後三條天皇。延久元年二月二十三日。勅して寛德以後。新立の莊園を停止す。縱ひ彼年以前と雖も。立券分明ならす。國務に於て妨たけ有る者は。同く之を停止せらる。」白河天皇。承保中。六條修理大夫顯季。東國に知行莊園あり。館三郎義光之を横領せんと爭ふ。顯季院に參る。院召て曰く。汝か訴る所理あり。然とも。枉て彼に與へよ。顯季怪しむ色あり。院曰く。汝か身彼地無しと雖も更に國あり。司あり。彼義光は懸命の地と云ふ。朕彼を枉庇するに非さるなりと。」崇德天皇。永治元年八月四日。女御得子無品内親王暲子の家。上皇の御處分を申し請ふ。宣して莊々國郡の課役を免せらる。」高倉天皇。安元二年十一月晦日。賴輔朝臣に。女院の御領石見國大宅の莊を給ひ。之れを知行せしめらる。」安德天皇。養和元年正月四日。東大寺。興福寺。僧綱以下の見任を解き。其莊園を收む。」後鳥羽天皇。壽永二年十月十四日。東海。東山の諸國。神社。佛寺。王臣。家領の莊園は。舊の如く領家に從ふ可き旨を令せらる。租税志云。是年七月。平氏安德天皇を奉して。西國に赴く。朝廷因て。平氏が略領せる所の莊園を復して。各其主に還付す。是れ源賴朝の奏請に因る也。」元曆元年二月二十二日。諸國司に勅して。公田莊園の兵粮米を催すことを停めしむ。」文治元年八月十三日。鎭西の莊園領家知行すへきの處武士押領制す可らす。早く其濫妨を停止し。舊の如く領家に委付せしむ可き旨を令せらる。」同年十月十七日。九州四國の國衙莊園を論せす。調庸を備へしめらる。」租税志云。是れ源義經の奏請する所。是時義經京師に在り。給用足らす。乃ち茲に及ふ。然とも未た幾ならすして。義經亡命す。其實行せさるを知るへし。」同年十一月。賴朝奏請して。諸國に守護を置き。莊園に地頭を補す。」十二月二十一日。諸國莊園悉く關東をして領掌せしむ。」同二年六月二十一日。總追捕使源賴朝令を下し。國々の守護武士等。賴朝の下文を帶びす。恣に押領す。尤も驚く所也。今に於ては偏に其濫行を止め。天下を澄清す可きなり。然らは莊園は本家領家の所役を。先例に任せ勤仕す可しと。」土御門天皇。元久元年二月二十日。征夷大將軍源實朝令す。諸莊園の所務等。右大將家の例に任せ沙汰すへしと。」後堀河天皇。寛喜元年四月。および二年九月。共に諸國新立の莊園を停止せらる。」四條天皇。嘉禎二年。鎌倉府にて。衆徒の知行莊を沒收し。悉く地頭を補す。」龜山天皇。文應元年四月。また先例に因て。莊園を立つるを停止せらる。」北朝光明天皇。貞和元年十月。攝津守藤原隆昌。奏して神社佛寺の領。權門勢家の莊。逐年倍增し。仍て公田の數幾ならす。今悉くこれを檢注し。免田を勘除し。官物を定めんと請ふ。」後花園天皇。康正元年十二月。山門の衆徒。莊園の事を嗷訴し。日吉神輿を奉し京に亂入す。將軍これを諭して。歸山せしむ。」そも〳〵莊園は。其所有者の私有する所の地にして。國司。郡司も。之を制する事能はす。一莊每に莊司を置き。其莊內より出る所の物品は。悉く所有者に納めて。官には關係なし。其莊內の百姓も。課役などの苦使なければ。政も簡易にして。民に便なり。然れとも。其の莊司たるもの漸々押領をなし。私に百姓を虐害する者多く。莊園多きに至れば。皇家の租賦は。年を追ふて減損する理なれは。代々の天皇も。これをいたく制停せられしなり。德川氏政事を執るに及て。莊園の制は全たく止みたるなり。」玄同放言に。地名に某の荘と唱たる荘は(荘は莊の草也。俗庄に作る。非なり)。別莊。莊園の莊なり。莊は鄕と同しからす。道(東西南北の七道)の下に國あり。國の下に郡あり。郡の下に鄕あり。是天朝千古不易の制度なり。今の俗は。さるよしをしらで。鄕なりしを莊と唱へ。莊なりしを鄕とする類多かり。莊はそのぬしの分限によりて廣狹あり。中葉より。人臣私に莊園を購求めて。子孫の爲にしたるにより。太上皇(白河より迄二後鳥羽一)も。をさ〳〵これらのおん謀あり。寺々へも。多く屬させ給ひしかは。よに莊の名はいて來にけり。莊園盛りになりしかは。舊の鄕名は亡ひて。莊ならぬをも莊といふめり。和名抄。國郡の下に載たる。諸國の鄕名。今存する處。十か二三に過ぎざるは。此故なるへし」と云り。【莊司】莊司は公領に郡司あるが如く。私領の莊園に。領家より私に置かれしものなるべし。大治二年の官符に。宰吏得替之刻。莊司招二取公民一など云ふことも見え。保元物語に。山田小三郎伊行は。山田莊司行末が孫とあり。其他大場莊司。畠山莊司など云。多く見えたり。古くありしを知るへし。【莊屋】は。上に見えたる莊司。莊官抔の類にて。莊園を主とりしものゝ遺稱なるべし。今はこれも一村の長を云ふ。名主とも莊屋とも。國によりて稱し來るなり。地方要集には。關東にて名主。組頭。上方にて莊屋。年寄と云。西國にて莊屋を別當と云ふといへり。當代記に。清康君の時のことを記して。宇都左衛門五郎升役を免せる條に。市場の莊屋とあり。さらは古くありしものならん。郡縣要錄に。莊屋。名主を申し付るを。村中入札を取。入札多きものを申付ると定法なりとあり。水戶も寛永以前は名主又肝煎ともあり。寛永元年に。始めて莊屋とありと。田政考證にいへり。今は皆莊屋と稱するなり。承應の頃までは。惣百姓相

談にて賴み莊屋を立るゝなりしが。今は郡奉行より命ずることにはなりしなり(農政座右)。

ジヤガタラ　瓜哇。閣婆。咬𠺕吧。咬喇巴など書けり。采覽異言に云く。又莆家龍と名つく。明の萬曆年間。葡人其地に據る。天啓四年。和蘭人襲ふて其の地を取る。瓜哇の正南に小瓜哇及白旦等あり。

ジヤガタライモ　馬鈴薯。略してジヤガイモとも云ふ。荷蘭薯又陽芋と譯せしもあり。田中芳男の說に曰く。南亞米利加洲の原產にして。我か國に傳はると古し。瓜哇芋の名あるを以て考ふれは。和蘭人か瓜哇を占領したる後。同所より長崎へ傳へしならん。和蘭人が瓜哇を取れるは慶長三年にして。和蘭の我邦に通商せしは同十四年なれば。其後の事なるべし。淸太夫芋。甲州芋。五升芋等の方言あり。

シヤキム　沙金。(クワヘイ及クワウザムを見よ)

シヤク　爵。公侯伯子男を五等の爵と云。明治十七年七月七日。華族令を公布せられ。華族を公侯伯子男の五等に別つ。華族令に〇第一條　凡そ爵を授くるは勅旨を以てし宮內卿之を奉行す〇第二條　爵を分て公侯伯子男の五等とす〇第三條　爵は男子嫡長の順序に依り之を襲しむ。女子は爵を襲くことを得す。但現在女戶主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親戚中同族の者の連署を以て宮內卿を經由し授爵を請願すへし〇第四條　爾今有爵者又は戶主死亡の後男子の相續すへき者なきときは華族の榮典を失ふへし〇第五條　有爵者の婦は其夫に均しき禮遇及名稱を享く〇第六條　華族戶主の戶籍に屬する祖父母及妻及嫡長子孫及其妻は俱に華族の禮遇を享く〇第七條　本人生存中相續人をして爵を襲かしむることを得す。但刑法又は懲戒の處分に由り爵を奪ひ又は族籍を削られ。更に特旨を以て相續人に授くる者は此例に在らす〇第八條　華族の戶籍及身分は宮內卿之を管掌す〇第九條　華族及華族の子弟婚姻し又は養子せんとする者は先つ宮內卿の許可を受くへし〇第十條　華族は其子弟をして相當の教育を受けしむるの義務を負ふへし。」扨此名稱はもと支那周の制。諸侯を五等に分ち。公侯伯子男と稱せしよりの名目なり。此の爵設けられし時。士族。平民にして之に敍せられし人々は。其の位置を保つに必要なる財產若干額(公債證書にて)を。爵によりて下附せられしが。明治三十三年の敍爵には。男爵にして財產を下附せられさりし者あり。是は元より相當の資產を有する者には更に下附するの必要なしと認められしにや。

シヤク　笏は。搢紳家の執り持つ所の具也。和名抄に笏。四聲字苑云。笏(音忽。俗云レ尺)。手板長一尺六寸闊三寸厚五分也とあり。笏を佐久といふは骨の音に同しきを忌みて尺の音を借りていふと云へり。裝束要領鈔に。異朝には臣有ニ致命及所ニ啓白ニ則書ニ其上ニ備ニ忽忘ニ云々。本朝の古例も亦かくの如きとあり。又笏紙を押事あり。任ニ納言ニ之時著ニ笏紙ニ參入。若不レ具之人仰ニ外記ニ令ニ書押ニの由。江家次第に見えたり。但是は常の儀にはあらす。公事行はるゝ時の事也。又寸法形相は家々說々不レ同。木は或はいちゐ又はふくらの類各々ふるく見えたり。近世或は櫻柊人々の意巧定まらさるか。禮服著用の外は牙の笏なし。尊卑をわかたす皆木笏也云々。また裝束圖式に。笏は近代其制定る事なし。尋常は木笏也。禮服之時は牙笏を用る也と云り。

シヤクシ　杓子は。食物を掬ふ器なり。貞丈雜記に云く。めしをもる杓子の事をばイヒガイと云事本也。飯匕と書也。匕はさじとよむ字也。いひかい取りてと云事伊勢物語に見たり。めしばち。めしつぎなどゝ云は惡し。いひびつと云へし。飯櫃と書なり。いひびつは〇如此なる形なる故。細長く丸き物をいひびつ形と云なり。略していびつなりとも云とあり。又三才圖會に云。大杓子(女詞にしやもじと云ふ)。猿の手(今お玉杓子と云ふ)。貝杓子。銅杓子等を載せたり。而して汁杓子を載せず。云く。杓子。倭之製。以扱ニ飯及羹汁ニ形似ニ人掌ニ而用ニ橅木ニ作レ之。勢州多鬼郡藤小屋村始作レ之。相傳。惟喬親王令旨曰。東限ニ江州ニ西限ニ播州ニ杓子木免ニ伐取ニ之書于レ今有(有ニ神祠ニ以爲ニ什物ニ)蓋惟喬雖ニ一宮ニ不レ能レ即ニ皇位ニ閑ニ居江州ニ何爲有ニ免許令旨ニ乎(與ニ弟惟仁親王ニ有ニ爭位ニ之事。虛說也)。今江州多賀里多作レ之。」髹杓子小而宜レ盛ニ飯於盌ニ(俗云猿手)。今皆漆レ髹。」貝杓子。以ニ車渠貝ニ竹爲レ柄。扱ニ羹汁ニ佳。今則惡ニ野卑ニ而不レ用。多用ニ銅杓子ニ」とあり。江戶芝金地院にて。陰曆にて大の月三ケ月續く時。森如此烙印押したる杓子を出す。之を受け來りて用ふれは。一粒萬倍とて家富み食に乏しからすと傳へたり。

シヤクヂヤウ　錫杖は。和漢三才圖會に釋氏要覽を引て曰く。經云。佛謂ニ迦葉ニ曰。錫者輕也。倚ニ依是杖ニ除ニ煩惱ニ出ニ三界ニ(文繁故畧之)若ニ二股六環。是迦葉佛製也。四股十二環。是釋迦佛製也と。又云。按。錫杖有ニ柄尺許者ニ山伏

用レ之唱二祭文一と。歌祭文に用ろ錫杖は。今は鐶を附せず（サイモムの部に圖あり）。

シヤクテム　釋奠。（セキテンを見よ）

シヤクド　尺度。（ドリヤウカウを見よ）

シヤクハチ　尺八。（フエ及コガクキを見よ）

シヤクビヤウシ　笏拍子は。我邦唯一の木屬樂器なり。この器は神樂歌を始め。總て我邦上代よりの歌曲に用ふるものにして即ち拍節の具なり。大日本史曰。拍子。形似レ笏。神樂用レ之。呼曰二笏拍子一。長尺有二寸。橫上二寸六分。下一寸六分。重二二枚一用レ之。蓋飫慹之遺法也とあり。又歌舞品目に。【拍子】は和名抄曰。蔣魴切。韻云。拍打也。拍板樂器名也。注普伯反。拍子俗云二百師一。教訓抄曰。拍子者樂器之類也。以レ木造。其形似レ笏。又云。抑行道之時者銅拍子の次に立也。又儛師の役勤仕之時持二此拍子一進出。舞臺際に居て取二拍子一也。神樂。催馬樂。東遊等の拍子なは。尺拍子と云也。體源抄曰。伽陀には拍子を打へしと也。注曰。私云。當時一二向に人不レ知事也。旼て可二沙汰一事如何。雖レ然古人筆跡不レ可レ疑レ之と。按するに古き物語には之をはうしといふ。源語繪合卷に。はうしたかはず。花鳥餘情に云。御遊に催馬樂うたふ人拍子をとる也。又紫式部日記に四條大納言はうしとり。頭の辨びは。ことは經孝朝臣。左の宰相中將さうのふえとぞ。さうてうのこゑにて。あなたうと。つきにむしろ田。この殿なとうたふ。こくの物は。鳥の破急をあそふ。とのもにも。てうしなとをふく。歌に。はうしうちたがへて。とゝめしろな。伊勢の海にて。ありしと見えたり。按に漢土の拍板の制は。笏拍子とは違へり。【笏拍子】江家次第。內侍所御神樂條。吹人長退。人々皆著座。次衞府召人著座。次神樂各借二陪從五位笏二枚一打レ之。樂家錄曰。笏拍子上古用二尋常笏兩箇一。割二一笏一用レ之。未レ詳レ起二於何時一。と見えたり。

シヤザイジヤウ　謝罪狀。古くは怠狀又は謝り證文と云ふ。名譽を尙ぶ我國俗に於て古來存したる處なり。靑標紙に云。誤證文押而取間敷事。相手不レ致二得心一に押而誤證文取申間敷候。縱誤證文差出候共。其證文に不レ拘。理非次第裁許可仕事（元文五年極）とあり。貞丈雜記に云。【怠狀】と云は。今あやまり證文と云物の事也。我怠りに紛れ無レ之と云事を書て人に遣す事也。怠狀を給はるといふ事保元物語に見えたり。今時の人の詞に。人の不屆なる事をせめて。重れてより左樣の事を仕るましく候。不調法の段御免被下候へといはする事を。たいじやうをこふと云ふは。即ち怠狀を請ふと云ふことなり。古今著聞集卷三。公事の部にいはく。怠

狀を書て職事のもとにつかはしける。正直なりける事かなとあり。是は堀川左大臣公事に付てあやまち給ひし事ありし故。怠狀を書て藏人へ遣はされし事を云也。禁秘抄にも怠狀の事あり」と。又萍華漫筆に。髯の意休が謝罪狀を載せたり。云。證文之事。我等儀五町之內に而度々さわがせ。夜前は酒にたべよひ。其方之內え長左衞門と申者かたらひ。わきざしをぬき。大所迄切込申候に付。町中出合急度□□え可被仰上處に。何もを賴。樣々詫言仕候所に。御堪忍被成。忝存候。於以來貴殿へ少も申分無御座候。其上五町中に而さわがせ申間敷。爲後日證文如件。」寬文拾三年丑の四月十五日重左衞門。」小田原町。長右衞門。」證人。四郎兵衞。」同甚五左衞門。」同又兵衞。」道安さま。」世に意休と云は此重左衞門の事也。姓は深見氏。表德を自休といふ。「名月や來て見よがしのひたいぎわ」。是は自休が自讃の句なるよし。按ろに額をぬきあげたる人なる歟。小田原町長右衞門とあるは飴棒とよびし任俠也。道安とあるは四郎左衞門（娼家三浦屋）剃髮しけるときの名なるにや。亦大所とは臺所の書損にやとあり。以て古き謝罪狀の書き方を知るべし。

シヤシム　寫眞。初め寫眞鏡と云へり。人の肖像を畵くことは百濟河成の逸事にもありて古くより有り。俳優などの錦畵は甚た盛なることなるか。器械的に肖像を寫すことは西洋の寫眞術の輸入以來の事なり。尤も天明の頃にや。影畵とて。人の橫顏を障子へ寫し。其の灯影を筆にて摸寫し。之を人の眞影とて弄びしことあり。寫眞術の我邦に渡來せしは安政年間にして。橫濱に於ては下岡蓮杖。長崎に於ては上野彥馬。江戶に於ては玉川三次等なり。當時此術を研究習得せんとするは頗ろ困難の業にして。世人は寫眞の何たるを辨ぜざるが故に。目するに切支丹の魔法を以てし。一度撮影したるものは其壽命を短縮するものなりと唱へたり。此際に在りて此術に從事するは。啻に至難の事なりしのみならず。或はその身に危險を招くの基ともなりたるならん。蓮杖は本姓を櫻田と稱し。通稱を久之助と呼び。文政六年二月十二日。伊豆國下田に生る。父は櫻田與惣右衞門と云。浦賀船改番所の判問屋なりき。蓮杖は其三男にして。岡方村土屋善助の家に養はる。幼にして。畵を好み。年甫めて十三歲の時その修業を志し。密に家を脫して。江戶に上りたるも。意を果さず。天保十四年。將軍日光御社參に際し。下田に砲臺を築て警備する所あり。小笠原加賀守。土岐丹波守之が奉行たり。新に同心の隱居。及び部屋住の輩十五名を召して砲臺附の足輕を命ず。蓮杖も亦此徵に當り。爾來專ら武術を練習して其職に在りしに。翌年八月。日光御社參畢り。海岸の警備を解き。蓮杖等は黃金三兩づゝ

シヤシ

の賞金を得たり。是より先。蓮杖は名師に從ひ。畫を學ばんと欲するの念益切なりしが。偶〻下田砲臺の同心中鹿子畑繁八郎なる者の紹介に依りて。江戸の畫伯狩野董川法眼の門に入り。後ち董川より董圓の號を受くるに至りしが。或日旗下某の家に於て銀板寫眞を一見したり。是れ嘗て長崎に渡來せし和蘭船の齎せる所にして。海內稀有の珍品なり。某の曰く。展覽の際氣息寫眞の面に觸るゝときは。影像忽ち消失すと。口を掩ふて捧げ觀せしめたり。其大さ今の世に行はるゝ紙板に比して稍〻大きく。銀を延べて板となし。男子の立像を寫したるなり。是れ蓋し西洋に於ける紙板寫眞術の發明前の品なるべし。蓮杖は見て其妙に驚き。其方法を問ひ糺すに。唯器械を以て寫せしものとのみ。某は答へぬ。蓮杖は其妙技毛筆の遠く及ばざるを悟り。茲に始めて寫眞術を學ばんとするの志を起したりといふ。其後德川政府は外國との互市を許し。下田港に外國漂民缺乏所を設けてより。外船の同港に來往するもの漸く繁くなれり。蓮杖以爲らく。寫眞術を學ばんとせば。下田に居るに若かずと。遂に江戸を辭して此に到り。安政三年七月。米國の使節の給仕役となり。通辯ヒユースケンが。少しく寫眞術に通ずるを知りて。密かに其法を問はんと欲し。幕吏の悟る所とならんを恐れ。或日ヒユースケンと山上に登り。天風蓬〻として四邊人なき所に於て其敎へを受けぬ。素より撮影器等のあるにあらねば。ヒユースケンは樹枝を折て三叉を作り。厚紙を暗箱に擬し。蓮杖をして携へ來らしめたる鏡を懸け。蓮杖を數步の外に立たしめて撮影の狀を示し。扨硝子板に藥液を塗抹して寫す事。及び暗室に於て調製する事等を語りたり。是れ唯仕方話たるに過ぎざりしかど。蓮杖は之によりて略〻寫眞の大要を知り。且つヒユースケンより贈られたる一葉の寫眞を見本となし。家に在るの日竊に箱を作り。竹筒を挿入し其裡に一鏡を置き。物像を寫して撮影の理を研究するに至れり。安政五年。横濱開港となりてより程經て。蓮杖も亦横濱に出で。米國の商人ショーアの囑を受けて畫を描く。是より先き。米國の寫眞師ウンザーなるもの渡來してショーアの家に寄寓せしかば。蓮杖就て寫眞術を學ぶことを得たり。已にしてウンザー本國に歸りければ。蓮杖は其寫眞器械を買收し。ウンザーの居室を以て直ちに寫眞場に供し。未熟ながらも外人の需に應じぬ。但し本邦人は一人の來つて撮影する者なし。是れ未だ寫眞術の何たるを辨ぜず。稀に知る者は魔法なりとて忌み避けたるなるべし。後同港戸部に轉居したるか。資力乏くして暗室を造る能はず。已むなく雪隱を閉ぢて之に代用せんとしたるに。忽ち家主より故障ありしかば。屋臺店を買取て辛うして暗室に代へたり。當時硝子の輸入ありたれども。硝子切りを得るの道なく。港內只ショーアの家に一箇を藏するのみなりしかば。蓮杖は一々其家に就て硝子を切り。一枚の切賃として百文宛を拂ひたりとぞ。其不便推して知るべし。又曩にウンザーの去るに臨み。蓮杖はウンザーの調合せる藥液と未だ調合せざるものとを買收したりしに。幾ばくならずして盡きたるより。自から藥液を調合せんとするに臨み。始めてウンザーの教授粗漏にして分量を教へおかざりしことを思ひ出し。種〻試驗の末家屋。樹木。器具又は妻女等を撮影したるに。模糊として眞を得る能はず。研究一年寢食を忘れて刻苦したれども意の如くならず。斯くする中。債を負ふこと二百五十兩の多きに至り。剩す處の藥液は僅かに數葉を寫すに足るのみ。蓮杖今は肉落ち骨顯れ。憔悴鬼の如く。一夕悄然として妻を顧み。あゝ是れ命なり。明日の試驗尙ほ好結果なくんば。吾れ汝と共に此を脫走せんのみとて。妻と相擁して泣けりといふ。其翌夙に起き。器械に向ひて沈思すること暫くの後。一物を寫し取りて檢するに模糊たる事前日に異ならず。寫して再三再四に至るも。依然として始めの如く。兎角する中正午も過ぎて顧れば。藥液は已に盡んとせり。蓮杖神倦み氣盡きてそのまゝ椽に倒れしが。思ひ當りたることやありけん。稍あつて又試寫すること一再したるに。影像歷々として復た前日の比にあらざりければ。喜び手の舞ひ足の踏むを知らず。直ちに友人を訪れて其寫眞を示し。金若干を借受けしが。扨藥液を買はんとするに。當時未だ寫眞藥の輸入なし。否。有りと雖も。蓮杖其名を熟知せず。藥舖は藥名を知れども寫眞に用ふる藥液なることを知らず。エーテル。硝酸銀のごときも。醫師にあらざれば用ひざるものとなし。醫師も亦之を寫眞に用ふべきを知らざりしかば。蓮杖大に窮しつゝ。百方捜索の後。辛じて若干の藥液を得たり。恰も好し當時外國奉行たりし新見加賀守。村垣淡路守は曾て米國に使ひして寫眞の何物たるを知り。又畫師董川の門人董圓(即ち蓮杖)が寫眞術を修めて横濱にありと聞き。客を會し蓮杖を召して撮影せしめ。戸川播磨守亦之を聞いて寫さしめたり。蓮杖歸途江戸の風景を寫さんと欲したれども。萬一浪士輩の認むる所とならば忽ち奇禍を招かんを慮り。密に駕を傭ひ。之に乘りて市街を徘徊し。此所彼所に駕を停めさせ。駕中より人知れず江戸城その他市街の光景十五種を撮影したり。當時未た此寫眞を公賣するを得ざりしかば。深く藏して人に示さず。後ち之を外國人に販賣して巨利を博し得たりとなり。蓮杖既に若干の資を得て横濱辨天通りに居を移せしかど。未だ恰好の寫眞場を得ず。客ある每に近隣の庭を借りて撮影し。傍ら江戸錦繪を外

人に賣り。畫を賣りて若干の金を貯蓄し。先づ家屋を修繕し。寫眞場を造り。始めて歐文の看板を掲げしに。外人の撮影する者頗る多く。一箇月にして二百五十兩の貢債を償却するを得たり。云々。時に肥州長崎に内田九一といふ者。上野彥馬に隨ひて寫眞の術を學び。後武州横濱に來て熟練し。東京に弘めたり。先蹤あれ共。其可否をいはずして。九一をもて本邦創業の人と思ふが多し。其門人跡を繼でこの技を行へり。又吳服町なる清水東谷も此技に長じ。其外横山松三郎。淺草なる北庭筑波。江崎禮二。其の他有名の蹤枚擧に遑あらず。寫眞鏡の方法は。柳川某編の寫眞圖錄二卷に委しく載せられたり(續武江年表)。以上擧くる所にて。寫眞術傳來以後。十數年の狀態を知るに足るへし。然れとも其術の盛に傳播するに隨て。其制規なかるへからず。是に於て政府は明治九年六月十七日を以て。始めて寫眞條例を發布せられ。爾後屢〻改正を加へられたりしが。二十年十二月二十九日。勅令を以て寫眞版權條例改正を發布せられ。十年間の版權を與へらる。三十二年三月法律第三十九號著作權法發布以來。圖畫彫刻。模型寫眞等の著作物も本法に依て規定せられ。十年間其權を享有すること前條例と大差なし。

シヤジユツ　射術は。武藝十八般中の一なり(弓術參看)。本朝軍器考に云く。古代弓馬に便りなるといふ事は。弓とは歩射也。馬とは。騎射也とぞ。令義解には見えたる。後世のごとく。たゞに弓射馬騎る事をのみ。いひしにはあらず。兵部省にて諸衛人士を選ばれしにも。必ず【歩射騎射】を試みられし由。式にも見えたり(延喜式)。今も武士の行ふ歩射の中には。其儀尤も正くして。古の禮射の遺れる風にやと見えぬる事も多し。小的なといふ事は。古の賭射の事に起り。八的小串などは。其藝の精きを試んとの爲なるべし。流鏑馬。笠懸。追物などは。戲射の事なれと。是等は騎射習ふべき爲にこそあるべけれ。楊弓。雀小弓などは。武士の事とすべき戲とも見えず。凡騎射といふ事。天武天皇の九年に。朝嬬に幸ましませし時。長柄の杜にて。大山位以下の馬觀させ給ひて。すなはち馬的を射さしめ給ふといふ事ぞ始なるべき(日本紀)。彼【流鏑馬】と云事は。古より神事に用ひられし所也。いかなるいはれある事にや。その故をばしらず。その由來る事も。久しき事也。信濃國住人諏訪大夫盛澄といふもの。流鏑馬の藝をきはめて。秀郷朝臣の秘訣を慣傳へし由。東鑑に見えたれば。秀郷朝臣の時。既に此事はありき。それよりさき。田村麻呂將軍の安倍高麻呂を伐れんずる始。信濃國に至り。諏訪の御神にいのり申さるゝ事の有りしに。梶の葉の文つけし直垂着たる人。湖の波上に馬を趨せて。【笠懸】を射たりし。是彼御神の現れ給ふ所也とぞ。されば。此後趨波(スヘ)ともしろして。諏訪とよめり。此事諏訪の御緣起にも侍るめり。後世に至て。諏訪の神事には。必ず遠笠懸射て進らする事は。其例にぞあるべき。おもふに此事。彼國の風俗にや。木曾殿の御曹司志水冠者義高の。十一歲に成り給ふを。鎌倉殿へ參らせられしに。歸り參るほどのかたみとて。笠懸七番射て。母上に見せ進らせられしなどもいふことあり(盛衰記に)。【小笠懸】と云ふ事は。壽永三年五月。鎌倉殿池大納言賴盛等の客を伴ひ。由比浦より船をうかめ。杜戶の岩に至り。此所の松陰にて小笠懸ありける時に。この土風也。此儀にあらずば。他の見物あるべからざるよし宣たまひし事。東鑑に載たれば。此事は東國の風俗よりや始りぬらん。【遠笠懸】といふ事は。此後より始れるなるべし。右大臣實朝公の代。建仁四年二月由比濱に出て給ひ。笠懸。遠笠懸等の的を射さしめられし由。同記に見えたり。【追物】の始。さだかならず。和名抄には後漢書の馳射の事を引きて。今按するに。俗に云ふ於牟毛乃以流と注したれば。順の比。すでに此事あり。鬼童丸と聞えし盜。源賴光を恨る事ありしに。彼朝臣鞍馬詣てすと聞て。市原野の邊に出向ひてうかゞふ。かくるべき便りなければ。野飼の牛のあまたあるが中にも大きなる牛をころし。腹かきやぶりて。その中にぞ隱れゐける。案のごとく。賴光出來りて。馬をひかへ。野の氣色與あり。牛其の數あり。各〻牛追物あらばやと云はれしかば。綱。公時。定通。季武など聞えし四天王の輩。我も我もと射る。綱いかに思ふ所やありけむ。とがり矢ぬき出して。彼死したる牛を射たるに。犬の童矢にあたりながら。打刀拔もち。走出て賴光にむかふを。賴光大刀をぬきて。其首打おとしけりなど云ふ事あれば(古今著聞集)。其比已に。【牛追物】はありき。鎌倉の比も。牛追物ありしぞ。追物の始にてはありける。壽永元年四月。前右兵衛佐殿金洗澤の邊にて。牛追物射させしめられ。同年六月。由比浦にて又此事ありき。其後も此事ありしにや。東鑑には見えず。犬追物の事は。三代將軍の記には見えず。入道將軍賴經の代に至りて。貞應元年二月。南庭において此事あり。其後は此事をしるす事絕ず。足利殿の代には。ことに盛に行はれき。中原高忠か聞書に(多賀豐後守か事也)。笠懸は。賴朝の御代に射始めらるゝ也。【犬追物】は。前代の時より射始めらる。其後あまりに蟇目もこぼれ。篦も折るゝの間。大儀たる由。皆〻申合せ篦も白篦になり。蟇目も黑く。草になされたり。蟇目。赤漆本也。笠懸。蟇目にて射始められしによりて。赤漆本也とぞしるしける。此說もつとも據ある事にや。たゞし笠懸は。賴朝の御代に射始められしと云しは。小笠懸の事をいひしなるべし。前代

の時といひしは。北條が家鎌倉の執權たりしときをさしける也。さらば。東鑑に見えし。賴經將軍の代に此事ありしぞ其の始なるへき。かつは。笠懸蟇目にて射始められしによりて。犬射蟇目も赤漆たるべしとあるも。此事の笠懸より後に起れる證とやいはまし。又彼聞書に。昔は犬追物已前には。小牛を射る也ともしるせり。東鑑を見るに。賴朝の代には。牛追物のみありき。是も高忠が說に合ひけるにや。又犬追物は。入道將軍の御時に始れり。嘉禎年中。平泰時。經時等矢所矢落等の批判を議定せられしより。永く此事の儀式となりし由。記せる物もあり(騎射秘抄)。此も又東鑑。並に高忠が說には合ひたり。然るに世の傳ふる所は。牛追物は。神功皇后新羅を伐給ふ時。吉備國の海にて牛鬼射られし事に起り。犬追物も。同じき時。新羅王は吾國の犬也と詔ありしより始るとも。又近衞院御在位の時。那須野の狐かられしより起るともいふ也。順德院の御製の禁秘抄に。【犬狩】の事をしるさせ給へり。此事藏人仰を承て下知す。所衆瀧口參る。瀧口弓箭を帶して。所々に儲て犬を射る。所衆椽下に入て。狩出すのよし見えたり。其事の體。大やう犬追物の儀に似たる所もあれば。犬追物といふ事は。此事より起れるにや。たゞし犬狩は。騎射の事とも見えず。犬追物は必ず騎射を用ゆ。かの高忠が鎌倉の代に。此事始れりといひしは。其比に及て。犬追物の儀全く備れりし事の始をさせるなるべし。犬狩の始。又いづれの時にや起りぬらん。彼の御抄に。匡房記を引せ給ひて。堀河院の時犬狩に諸陣を閉らる。しかれども。前例は。御物忌にあたる時。犬狩便りありといふ事見えたれば。寬治。嘉保の比より猶さきの代の例ありし事は。分明也。聖武天皇の御時。神龜元年五月。みかと重閣中門に出まして。獵騎を觀給ひしといふ事あり(續日本紀)。禁內にして御覽せられむには。野にある獸を獵らせ給ひし事とも思はれず。これら又後の世の犬狩などいふ事に似たる所も侍るにや。つら／＼思ふに。凡そ追物といふ事は。騎射習ふべきわざに事起りて。其の事の始を尋ねんとすれとさだかならねば。好事人の。牛鬼。狐妖などの事附合はせて。いひ出したりけんもしるへからず。

【草鹿】といふ事も其始詳ならず。是も始は。夏野の草わくる鹿など射習ふへき爲にや起りぬらん。唐代の人。鹿射んとては。まづ堋の上に鹿繪かきて射る事あり。梁武帝の御時より。此事ありしにやの由。記せる物もありき(酉陽雜俎)。建久三年八月。鎌倉右大臣殿生れ給ひし時。將軍家御産所に渡り給ひ。父母兼備の射手等を召れ。草鹿の勝負ありし事。東鑑に見ゆ。さらば其比は。此事又習藝の事のみにもあらざりき。【圓物】は正治年中。海野小太郎幸氏。工藤小次郎行光等。藤源二郎親綱が家に會合してつくり出せり。左金吾賴家將軍此の由聞召れて。御壺の內に的かけて射させ給ひしほどに。人々これを學び射たりし由。圓物の書といふ物には見えたり。此事東鑑には見えざれど。うけ傳ふる所こそあるらめ。【八的。二々九の手挾】などいふ事は。右大將家の時より既に見えたれば。其の來る事久しき事とこそ見えたれ。【さし矢。遠矢】などゝいふ事も。古より聞えし。和名抄に。淮南子に見えし。越人遠射を學ぶといふ事を引て。遠射とかきて。止保奈介とよむ。今按するに遠射は。即ち射る事の遠き也と注したり。又保元物語に。興福寺の衆徒等吉野十津河の差矢三町。遠矢八町といふ者共を具して。千餘騎にて新院の御方に參るとも見えたり。又源平盛衰記にも。或は遠矢に射。或ひは差矢に射るなどいふ事もあれば。これらのわざ。久しく聞えし事なれど。得長壽院の堂にて差矢射て。其藝を試る事の盛りになりしは。近き世に起れる事にてある也(世に傳ふる所は。後白河院御在位の時。吉野の奥に。蕪坂源太といふ者あり。生國は紀伊國熊野山。蕪坂といふ所の者なれば。其字をかく云けり。此男常に狩する事を業とす。精兵の手きゝにて。二町が程を隔て走る鹿を。はづさでこそ射たりけれ。ある時。里人集りて。それが弓勢のほどを試むるに。差矢は三町。遠矢は八町をたやすう射わたしければ。さてこそ。差矢三町。遠矢八町とは名づけゝれ。かくて保元の亂出來し時。興福寺の衆徒等に催されて。新院の御方に馳參るに。新院の御軍やぶれぬと聞えしかば。衆徒等は。南都に引返す。源太は同隷共六七人伴ひて。都の中こゝかしこめぐり見て。得長壽院に至る。此の御堂と申すは。凡そはよのつねの二間を一間となして。三十三間に建てられたり。源太あつばれかゝる所にて。おのが弓勢をもためさめと思ひて。やがて御堂の後に廻りて。芝の上にひざまづきゐて。まづ例の差矢に射たりしに。御堂二たけに餘りて射わたしつ。次に御堂の椽の上に上り居て。小きなる根すげたる矢取出して。軒端の下を射わたすに。七筋まであやまたず。御堂の內を射とほして。餘る矢は。なを御堂のたけにはあまりき。此事は。保元の日記に見えたる也。はるかに代をへだてゝ後文祿の比。東山今熊野なる觀音の別當の坊ありけり。此坊もと弓矢とる家より出たれば。僧となりても。なを此事を好て。常には八坂の靑塚に向ひて遠矢射る。此堂の邊打過るとて。彼源太がやうに。差矢を射る事もありけり。されど其比には。矢の數多く射るにも及ばず。慶長十一年正月十九日に。淺岡五郎兵衞尉といふもの。始て五十一筋の矢。射とほしてより。此事をもて其藝を試る事にはなりたり。かの淺岡は石堂竹林といふが弟子にてぞありける)。以上軍器考の文

シヤシ

なり。又四季草に云く。弓を引かんとて。弓を持上るを。【打あげ。打おこし】といふに差別ある事なり。的出張記（永祿六年。伊勢六郎右衛門尉平貞久之記）に。うちあげとは。かち立の時。草鹿圓物など射候時。弓打あげる事を申候。うちおこしとは。犬追物。笠懸など。さがりて射候を申候。打あげの少しひろき物にて候なり。又犬追物聞書（小笠原兵部少輔源元長之記なり）には。犬追物に打あげとは不レ申。打おこしてと云なり。うちおこいてとも申べし。小笠原家にも如此いふなり。是も引さがるなる故歟と見えたり。」また貞丈雜記に。【おんもの射】に射ると云事。おん物は追物也。馬に乘て地を走る獸を追ひて。身をさがりて射る事を云也。牛追物。犬追物もおん物也。おふものと云ふ事をおんものと云也。源順か和名抄。馳射の二字を出して。今按。俗云於牟毛乃以流と注したり。源平盛衰記卷二十一。小坪合戰の條に。昔は馬を射る事候はず。近年は敵の透間なければ。馬の太腹を射て主を跳落して立上らんとする所を。御物射にもし候とあり。御の字むまのるとよむ字也。馬上にて射る故御物と書たる也。地に落倒れたる敵を馬上より射る故。おん物射に射ると云也（牛追物。犬追物の如く射る心也）。又盛衰記四十二の卷（屋島合戰の條に）。冒懸て追物射に射たる。又同卷（源平の侍共軍の條に）。指詰々々追物射にこそ射たりけるとも書たり。」【大前。闕】又同書に。的射る時。最初に出て射るを大前と云。最終に出て射るをせきと云也。第一番初に出て。惣詰手の前に射る故。大前と云は知れたる事にて仔細なし。終に射るをせきと云は。せきはせまりかきると云事を略したる詞也。惣の射手皆射はてゝ。此度の射手に迫り限ると云心也。文字には闕の字を用る也。闕所と云物も垣をゆひ門を構へて。是より先へ人を通すましきと道を迫り限る也。相撲取にも惣の終に出て取を闕と云も同し心也。」又同書に【大具足なる射手】【小具足なる射手】と云ふ事。舊記にみえたり。大具足なるとはつよき弓をひく射手也。小具足とはよは弓にて射る射手を云也。つよき弓なれは矢もふとく重し。よは弓なれは矢もほそくかろし。具足と云は射手具足とて。射手の持つ道具の事。弓矢を云也。」【押手。苅手】また同書に。弓を射る時。左の手をおし手といひ。右の手を苅手(カツテ)と云。古はかつてと云詞聞えす。【ひき手】と云し也。夫木集卷二十に。柿本影供百首後九條内大臣「あつさ弓ひきての山のほとゝきす。雲を宿とやおしているらん」と云歌あり。上に引手と云て下に押手とよめり。」又同書に。【五ッ物】と云は。武雜記に云。やふさめ。笠懸。犬追物。歩射是を五ッ物と云とあり。されとも其品四ッ也。歩射と云は大的小的を云か。然は其品五ッ也。又は笠懸。小笠懸。やふさめ。犬追物。歩射を五ッ物と云歟。」又同書に。【射とりの物】と云は。鳥にても獸にても。引目おんとう。四目抔の類にては射ずして。征矢。かりまた。とかり矢。かふら矢の類にて射取るを云也。」【射る方法】同書に云く。弓射る時。矢を弦にはげて矢筈の取樣。當世諸流。何れも中ゆび人さしゆびを大ゆびのかしらによけて。人さしゆびと大ゆびの間にてはずをはさむ也。されば大ゆびのさきに革を厚くかけて縫たるあり（やはらかぼうしと云ふなり）。又ゑんに角を入て縫たるあり（かたぼうしと云。つのかけとも云）。是等は近代ゑだしたる也。古代のゆがけを見るに。大ゆびにぼうしをこしらへたるはなし。たゞ大指のはらに小き革を外よりあてたるあり。又革をあてさるもあり。革をあてたるは矢筈をつまみて射るか故也。又高忠聞書に。賴朝大將の御時。富士の牧狩の時。久く狩をせらるゝによりて。大ゆびとくすし指の革につるつよくあたる間やふれたり。其時大指とくすし指ばかりをことかは（別の革といふ事也）にて。つぎ始られたりと見えたり。是を以て考るに。古は大指と人さし指にて矢はずをつまみて。くすしゆびを弦に懸て弓を引し也。さればこそ大ゆびとくすしゆびの革に。つる強くあたるとはいひたれ。古き繪にも矢筈をつまみて引く體にゑがきたり。今のごとく。人さしゆび中ゆびを。大ゆびの頭にかけて引く體は。古畫には見えず。今世の如く人さし指。中指を大指の頭にかけてひけば。矢筈もぢれてはなるゝ故。矢行くるふ事あり。されはもぢれさる樣にはなす事を修練する故。はなれの習ひむつかしき也。古のごとくつまみはなせば。矢直にはなれ行ゆゑ。矢行くるふ事なき理あり。後代今世の弓の師匠は。三十三間堂を通す事を目當にして。指南する故。我か力量に勝たる强弓を引事を專とする。依之大指にぼうしと云事をこしらへ出して。それにて强弓を引んとするゆゑ。人さしゆび中ゆびを。大指の頭にかけて引事をゑ出したる也。古は三十三間堂の通矢もなく。各力量相應の弓を用ひて。不相應の强弓を無理に引事はなかりし也。されは矢筈を取るに。人さし指をかゝめ。大指を合せて。矢筈をつまみ。くすし指を弦にかけて引きし也。今世の人は如此しては引にくゝ思ふへけれとも。古代は如此初學の時より引ならひたれは。引にくき事あるへからす。此引やうを再興すへき事也（强弓を無理に引けは。弓に引たてられて。我身のかまひくづれて。矢勢よはく。矢行くるふ也。弓を我物にしてひかさる故。射方少も調事はなきなり）とあり。古代鞆と云ふ物を用ひたる事はトモの部に記したり。【矢聲】同書に云く。弓射る時矢を發つに。聲をかくる事は古代曾てなき事也。近年射藝の師匠家にては。專聲を懸る也。是を矢聲とも詰聲とも云。此聲

何の益なき事也。矢の助にもならさる事也。聲を懸る事は三十三間堂の通し矢より起りたる事也。聲をかけべからす。」又云。【矢さけび】と云は矢を射て物にあたりたる時に。我首を弓手へなしてあうと聲を高くさけぶ事也。すなはち前に記したる矢答の事也。平家物語に。頼政かぬえといふ化鳥を射たる事を云たる條に。えたりやをうと矢さけびしてとあり。又夫木抄に信實の歌「道多きなすのみかりの矢さけびに。のかれぬ鹿の聲ぞ聞ゆる」と見えたり。狩の時には顔を仰のけて。あゝおゝと長くいふ也。犬追物其外には頭を左へむきて。あうといふ也。此矢さけびの事異説多けれ共。證據なき僞多し。用かたし。平家物語。夫木抄。狩詞記を以て證とすへし。矢さけびとも矢こたへとも云也。【矢答】又云。物に射あてゝ。あうとも。あゝとも聲を上るを云也。犬追物の時犬を射たらば我頭を弓手へなしてあうと高聲に云也。是矢答也。犬追物射手具足記に見えたり。又狩の時鹿を射て矢答へをするには顔をあをのけてあゝと長く云也（狩詞記）。【下針】梅園日記に云く。古今著聞集（弓箭篇）云。賴光朝臣の郎等季武。第一の手きゝにて。さげはりをもはづさず射けり。京師本保元物語云。爲朝は空を翔る翼。地を走る獸。さげ針をもはづすと云事なし。又云。惟行。弓は三人張。矢束は十三束。さげ針をも射んと思ふ者なりけるが。源平盛衰記云。金剛左衞門は。下針をも射る上手也ければ。異名には養由左衞門共云。」按するに。もろこしにても。針を射たる事あり。北史。魏の宣武の靈皇后胡氏傳に云。幸二西林園法流堂一。命二侍臣射一。不レ能者罰レ之。又自射二針孔一中レ之。大悅賜二左右布帛一有レ差。」五代史。唐莊宗紀云。射獵或掛二針於木一。或立二馬鞭一。百歩射レ之輒中なと見えたり。」【とのゐ蟇目】貞丈雜記に云。とのゐは宿直と書てとまり番する事也。とまり番に不寢をして用心の爲に引目を射て鳴り音をする也。たとへはいま夜中用心に拍子木を打に同し心也。義經記に（伊勢三郎義經の臣下に初てなる條）。人はなき歟とよびければ四天の如くなる男五六人來る。御客人をもうけ奉る其御用心と覺候。今宵はねられ候な。御とのゐ仕れといひけれは。承り候とて引目のおと弓の弦おしはりなんどして御とのゐ仕候半と云々。是義經が伊勢三郎が宿にとまり給ひし時。もし敵來らんかとてとのゐして用心の體をいひたる也。ばけ物なとをおどさん爲にとのゐして用心に引目射るをも。とのゐ引目と云も右に同し心也。【矢數】歲時記栞草に云く。洛東三十三間堂蓮華王院といふ。いにしへの得長壽院の邊也。同所の池の中杜若を觀壯とす。凡此所の矢數。每年四五月永日のうち晴天を候ひてなす。射人堂前に居て。今日の昏より翌日の暮に至て。通す所の矢數他に超過するを天下一とす」とあり。江戸深川にも三十三間堂あり。サの部に記す。參看すへし。【數塚】貞丈雜記に云く。矢數をさす故。數塚と云也。弓立の前に砂を高く丸く。あみ笠のごとくつき上る也。兩方につく也。大的の書に委し。【射手の疊紙】同書に曰。はなかみのかどを串にはさみ。地に立置て的にして射るを云也。疊樣常のはなかみとは違也。武雜記に。射手のたゝう紙とて必らす一つあり。杉原をたてさまに四つに折て。又横樣に一つに折り。四方に切れは大略はさみ物の寸法になる。自然主君御弓被遊時立させられ候事有之。其時は切めを前の下へなして立候。地より上串のたけ六寸許也云々（はさみ物の寸法とは。挾物の的は薄板也。四寸四方に切て串に挾て立也）。【賭的の符徵】賭的矢代の箸掛錢の異名。一話一言に載たり。一をハヅ。二をヂ。三を山。四をリヤウヂ。五を梅花。チカス共。六を出。七をリヤウヂ山。八をスカヤマ。九をキワ。十をクヽリ。十五を有明。十五ヤ共。二十をソウカウ。九十迄を一トクヽリ二タクヽリと云。百を一丁。二百を二丁と云。」【かけ鳥。伏せ鳥】貞丈雜記に云。鳥を射るに。かけ鳥。ふせ鳥と云事あり。ふせ鳥とは雉子。鶉ならてはふせ鳥とはいはぬ也。狩詞記にみえたり。此二つの鳥は其鳥のあたりを馬を乘りまはせは。おどろきて地にふす也。ふせて置て射る也。かけ鳥とはかけり鳥也。鳥の高みにかけり飛ふを射る心也。ふせ鳥かけ鳥ともに馬上にて射る也。」又云。【奉射】の二字イタテマツルとよみて。神前にて大的を射て神に手向奉るを云也。此奉射と云名目は鎌倉將軍の代々。東鑑には見えず。室町殿の比の俗語也。神事の的といふへき事本なるへし。奉射大的記に。一國之神靈の地に於て北辰を祭る禮也とあり。北辰のみに限らす神慮をなくさめ奉る的なれは。何神をも祭るへし。射手方聞書に歩射と申はかちだちの惣名也。然は田舍邊には神事なとの時六人して射る許ぶしやと心得たり。あやまり也とあり（奉射。歩射。詞は同しくして。心は違たれ共。歩射をかち立の惣名としらぬ田舍人のためわけをいへるなりと知るへし）。是文安五年小笠原山城守の說。其比既に神事的をぶしやと云し事ありし也。近世の人奉射の字をウケタマハリイルとよみて。將軍の仰をうけ給りて射る御所的の事也。神事的の事にはあらすと新說を作り出したり。此說却てあやまり也。いか程理屈よき說にても。古代の義に違たるは新說にて難用。【鳴弦】辛酉隨筆に云。ゆつる打ならして邪氣をさくる事は。今の世の射禮家にて物するやうに事〻しくこそあらざりけれど。やゝ上代よりある事にて。物にみえたり。神代の遺れる風にやあらむ。扨萬葉集一の卷に「八隅知之。我大王乃朝庭取撫賜。夕庭伊緣立之。御執之梓弓之奈加弭乃。音爲奈利」とあ

ろを。奈加弭は奈利弭の誤にて。弭に鈴なとつけて。ことに音ある樣に設たる也といふ說あれと。鈴つけたらむからに。なり弭とはいかでか言はむ。今按に。弭は弦の誤。奈利弦にや。さやうに弓弦打ならす事は。御狩軍陣などのれぎ事ならんかし。同卷に「丈夫之鞆乃音爲奈利。物部大臣楯立良之母」とあるも。さるたりのお立のわざにやとおほし。相てらし見るべし。又夜をまもるものゝ弓弦ならすこともあるは。警衞のためなから。猶此わざの同じ源なるへし。源氏物語に。隨身も弦打して。絕えずこわづくれと仰せよとあり。【矢口の祭。矢開】四季草に矢口の祭と矢開きと一つ事に心得たる人あり。謬なり。矢口の祭は。初て狩に出たる人鹿を射たる時。餅をくつがたにこしらへ。聞えある射手にその餅を山神へたむけさせ。其射手も食ふなり。又せこ餅とて。多くの人〻に食はする事あり。是矢口の祭なり。矢開きとは。其獲物の肉を庖丁して。少づゝ人〻に食はする事をいふ。何れも其作法故實ある事なり。東鑑にも見えたり。おさなき人。狩にあられども。初て鳥など射たる時には。狩に准じて。矢口の祭。矢開きをするなり。また貞丈雜記に云。男子おさなき時。鳥獸を射たる時。矢ひらきの祝とて餅をつき。射たる鳥獸を料理して祝ふ。餅の調樣喰やう法式あり。別に矢開の書一卷あり。それに委く見えたり。

【射儀】本朝軍器考に云く。漢の許愼が說文に。夷といふ字を釋して。夷は東方の人也。大に从ひ弓に从ふと見えしは。我國のことをさしていへるなるへし。大巳貴神。此國を作られし始。大弓をもて。八十神を追避ひ給ひし事は。我國の史にも見えたり。人代となりても。我國の弓は。其制大にして。萬國の中にこえすぐれたり。昔し國々の人民を校られて。其調役を科られし始に。男には弭調といひ。女には手末調といひて奉りけり(崇神天皇十二年紀に)。かく其調役の物にも。名つけられたりけむ事は其俗の尙びし所にこそありけめ。さらば又善く射る俗も。他國よりすぐれたりとぞ覺ゆる。後代に至りて。天子自から殿門に出まして。王卿より下つかた。大夫士に及まで。詔うけ給りて射る事は。二十三代淸寧の朝。四年九月射殿に出まして。百僚に射さしめられしより。始れるなるへし。此時より蕃國の使人等も。射るとにあづかりしとぞ見えたる。孝德天皇の三年に至て。正月朔日。朝廷に射さしめられしより。大射は正月に行はれ。日次は十七日を用ひらるゝ事にはなりたり。十五日に。まづ兵部省手番といふ事あり。これ射手を整へ定めらるゝ儀なるへし。もし正月に行はれざる時は。三月十三日にも。行はるへしと見えたり。此事異朝にも聞えしにや。我國には正月一日に至るごとに。必射戲して酒のむといふ事。彼國の史に載たり。しかるに平城天皇の大同二年に。正月は。三節豐樂きこしめし。くさ〴〵の事もしげくいとまなき月也とて。ことしより。九月を以て此禮を行はれしかと。いく程なくて。嵯峨天皇の御時弘仁二年より。又正月に行はる。此ほど迄もなを蕃國の使人等。角弓賜て。其事に預かれり。後成恩寺殿の御說によれば(公事根源)。射禮の明る日。【射遣】とて。昨日參らざる四府に射さしめらるゝ事も。此年よりぞ始れる。又【賭射】とて。天子弓場殿に臨給ひて。四府の舍人等して射さしめらる。負の方に罰酒。又勝の方舞樂を奏す。此事天武天皇五年正月。祿を置て。西門の庭に射さしめ。的に中れるものには。祿賜りしより始るなどいへど。賭射といふ事の國史に見えし所は。淳和天皇天長元年正月に行はれしをや。始とすへき。又【殿上の賭射】といふ事。臨時に殿上の侍臣に射さしめらるゝ事とぞ。此事は仁明天皇の御時。承和元年二月にや始りつらん。又【射場始】とて十月の三日に。左右衞門弓場の垜を築く。此日天子射場殿に出まして。射させて觀給ふ事あり。公卿より下つかた。これを射る。此日天子も御射席を設られ。御弓矢をも。御座の左右にたてらる。これ群臣と共に弓を射給ふよし也。射場始なくば。賭射あるへからず。賭射なくば。相撲の節ある可らさる由。後成恩寺殿の御說に見えたるは(公事根源)。ことに深き義ありぬとぞ覺ゆる。されば。天長二年正月の勅にも。射禮は。國家の大事にて闕く可らざる由見えたり。此御代に紀朝臣眞道と云人ありき(眞一本には興にも作る)。中納言從三位勝長卿の男にて。弘仁。天長。承和三代の朝廷に仕へて。位累に從四位下に至り。職は兵部大輔。左中辨。右兵衞督歷てけり。此人門風相承て。よく射禮の容儀を傳ふ。又大同の比。從五位上伴宿禰和武多麿といふ人あり。これも又此法をつたへき。これより後世の武士。ながく彼兩家の法にならふ。其法頗る異同あれど。大體はこれ一つ也。寬平の比。右大臣源能有と申せしは。文德天皇の皇子なり。代々の朝廷に仕へて。終に執政の臣となり給ひしが。此人弓馬の藝に達し給ひたりけり。源氏の祖貞純親王と申せしは。此人のむこ君にておはしければ。其藝を傳られしより巳來。源氏の人〻の箕裘の業とはなりてけり。かくて後白河の法皇。賴朝の大將。朝家に勳勞おはしける事を。賞じさせ給ひしかば。つひに幕府を。東國に開きて。專ら天下兵馬の權を司どられしより。ことに其禮を講じ。其藝を試らるゝ事も多かりき。もろこしのいにしへ。周の武王の御時。牧野の事終りて。武を偃せ文を修め給ひし後。貫革の射は廢たれて。天下一つに禮射をのみ事とす。後王德衰へ給ひ。天下僭亂の世となり。齊桓晉文の業起るに及て。禮射又廢たれて。貫革の射を事とする

シヤシ

世となりしかば。射ることは。革をしも主とせず。力の科同じからざるが爲也とぞ。孔子もこれを嘆き給ひける。されば彼幕府に講じ行はれ。試み用られし射儀も。おのづから古の道にはかはれる事ども。すくなからず。此後又鹿苑院の大相國其禮を修められしかど(今川左京大夫氏賴。伊勢武藏守滿忠。小笠原兵庫助長秀等三人に仰て。三議一統の書を撰ばれしと云ふ)。幾程なくて天下の亂うちつゞきて。文武の道。共に地に墜ち。古の朝廷に行はれし禮は。いふにやおよぶ。幕府に用ひられし儀も。今はよく知れる人なき世になりぬるぞ。かなしき」。以上軍器考に記す所なり。【御供弓始】享保六丑年二月二十五日。御徒頭長田三右衞門小管御成之御供にて。仰に依て鳥を射留。翌日召て時服三領を賜ふ。是御供にて鳥を射る始也。其後御番衆にては享保六丑年九月二十一日。一ッ橋外明地え御成之節。御小姓組二木周防守組玉蟲八左衞門御供弓被仰付。菱喰射留候。御慰にも相成候旨時服三ッ拜領被仰付候【御成先にて遠的被仰付之始】享保十巳年八月二十八日。於隅田川遠的上覽。矢數六本射御好二本射。尤根矢にて致候事。御小姓組七人。御書院番七人。小十人組十二人。都合人數二十八人。御成先にて遠的被仰付之。中候者え於御前海黃島一反宛拜領之とあり。射術に圖的。遠的。大的。小弓。犬追物。草鹿。流鏑馬。笠掛等あり。各其の條下を參看すべし。

シヤテキ　射的は。銃砲の練習を云ふ。明治以後の語なり(ジユウハウを見よ)。明治十七年九月十七日。內務省警保局より。射的取締標準を各府縣へ達す。

シヤニチ　社日。春秋二社日あり。月令廣義曰。立春後第五戊日爲二春社一。立秋後第五戊日爲二秋社一。この日燕と雁と交替すると云へり。

シヤボム　石鹼は。もと舶載物にして。古くより輸入せしものなり。然れども當時其需用は。僅かに醫師の治療用に供するに過ぎさりしがごとし。維新以後所謂化粧石鹼。洗濯石鹼等の需用漸く盛になり。隨て此方にも亦製造の術大に開け。今日の如きは外品を仰かず。且又其品質も殆と外品に劣らさるに至れり。和訓栞云。しやぼん。暹羅などの産の灰汁をねりかため。色白く味鹹きものをいふ。儒門事親に云。花鹼。本草の石鹼也。衣服を洗ひて能く垢を去の功あり。らてん語のさぼうねより轉訛せるなるべし。紅毛語はせつぷといへり。」米欒をもいふ。ざぼん又ざんぼともいへり。又むくろじの實の皮をいへり。正字通に。槵子實可去垢と見えたり。白豆をいふも同し。」又嬉遊笑覽に。今しやぼんとて。無患子。芋がら。煙草莖などを燒たる粉を水に漬し。竹の細き管に其汁を蘸て吹ば。玉飛で日に映じ。五色に光りてみゆ。眞のしやぼんは本草土部に石鹼といふもの也。こゝにも蠻舶將來る灰色の煉ものあり。蘭人はセップといひ。羅甸語にサポー子といふを。玆にてしやぼんといふなり。衣服の油を洗ふに。無患子皮と白小豆を粉にして。澡衣に用ふる故に。白小豆をしやぼん豆とも呼ふ。霸王樹も截たる小口にて疊などの油つきたるを摩ておとす故。さぼてんと呼たるは。ますく\轉じたり。件の玉を吹とを水圖戲といふ。物理小識に出たり。洛陽集に「空や綠しやぼんの吹かれて夕雲雀。一春」(寛文。延寶の俳諧也)。紀逸點「しやぼんの玉の門を出て行」。又「我貌の面目もなきしやぼん吹」云々なと見えて。其物の名もふるくより傳はれり。其製造法の如きは。百科全書に委し。就て見るべし。

シヤムロ　暹羅は。印度の一國なり。一時日本と交通頻繁なりし國なり。今は多くシヤムと云ふ。野史に。昔赤土と云ひ。又婆利羅剌の地なり。乃ち南天竺の國とあり。西川如見の華夷通商考に云。暹羅は北極の出レ地事十三度の國也。海上日本より二千四百里。柬埔塞の西北にて。唐土よりは西南の方に當れり。則南天竺是也。モウル國の手下の國なる由。國主有て仕置す。此所より國主の船とて大船一二艘宛每年來れり。船頭役者は此の地居住の唐人也。其の外は暹羅人も乘來れり。偶々モウル人も此の國の船より乘渡りし事あり。唐人。阿蘭陀人も往て諸色を辨じ日本に積來る也。四季熱國也。仲冬の日より正月初迄。夜冷かに晝も少涼し。其の外は皆暑氣なり。柬埔塞。大泥等の國も皆同前也。是等の國にては人の煩熱有て病むとあれば。則ち水を頭より多く浴せしめて。即ち病氣癒ゆ。國主は每日金子を水に磨て呑と云。【人物】是等の國は皆不斷裸にて。腰に木綿島花布の類を捲き。其の餘端を肩に掛るを禮儀とす。色黑く。毛髮短く縮みたり。中人已下は皆跣足也。一年に二度或は三度耕作する故に。米穀甚だ安く。乞丐者稀也と云。釋迦の生國の中天竺は是より北に當りて四十日路程也。暹羅の近邊に琶牛と云國あり。此の所迄釋迦佛到り玉へる由にて。伽藍等今も歷々有之。尤も暹羅にも寺有て出家多し。唐。日本の出家の作法に格別なる事多く。橫文字の經はさのみ不多と也。長崎の町人天竺渡海の時暹羅よりモウル國を經て。中天竺に往て釋迦の舊跡等を見たる者。三十年已前迄存命せしあり。其啫色々有りと云々。此の國にも日本人渡海の時。住居せる者の子孫今に多有之由。尤唐人も多く居住す。【土産】花毛氈。花布。木綿縞。大木棉。白檀。水牛角。鹿皮。鮫。象牙。犀角。犀皮。牛皮。紅土。錫。亞鉛。黑砂糖。切砂糖。白砂糖(下品少々)。籐。籐席。白焰硝。藤黃。漆。血竭。欝金。蠟。大風子。椰子。檳榔子。大腹皮。羌黃。

シヤム

攀枝花（パンヤ）。多羅蜜。胡椒。乳香。肉桂。阿片。白豆蔻。阿仙藥。蘆薈。綠礬。膽礬。臙脂。藻玉。海椰子。黑胡麻。西國米。繰綿。木綿絲。花莚。さぼん。蘇木。魚膠。虎皮。蛇皮。鷄。鳥獸。米。斑竹。右の外モウル國の土産を積來る類多し。云々とあり。慶長十一年。暹羅始めて我國に入貢す。將軍家康書を國王に贈る。十三年。十五年並びに書を贈る。請ふて鐵砲と硝藥とを貢せしむ。慶長十六年七月。暹羅の商船來て緞子。鮫皮等を獻す。因て諸蕃の事情を問ふ。當時蕃國入貢互市する者二十餘國。諸港奸貴なるにより長崎を以て互市場となし。他港に碇泊を禁す。」元和七年七月。暹羅人來聘し方物を獻す。」九年夏。暹羅人來聘し方物を獻す。」此の頃。駿河の人山田仁左衛門長政貿易船に駕して彼地に至り。留て歸らず。彼の國隣寇あり。長政暹羅を援け。在留の日本人及暹羅軍を率ゐて。隣國六昆を敗る。王賞して女を以て妻せ。諸侯に封ず。」寛永二年八月。商船を暹羅に遣る。」幕府の執政牧野信成書を其有司に與へ。今より善く我賈を遇し。互市妨けなからんことを要し。鎧一領を贈る。」三年五月。暹羅の使來聘し。書を幕府の執政に呈し。隣交の厚きを謝し。花縵帕四條。白絞紗四端を各位に贈て。我良馬を求む。酒井忠世。土井利勝書を報し。各駿馬一匹を遣はす。」是歲暹羅六昆の主山田長政。扁額一面を淺間祠に納む。初め長崎の人井上太郎兵衛長政と舊あり。屢往て暹羅に賈し。是歲又航す。長政之に謂て曰く。余の日本に在る。常に駿河淺間神宮の靈德崇く。神威の盛なるを敬す。今此に在るも仰慕尊信して怠らず。嘗て水軍を指揮して哥亞と戰ひ大勝を得たり。靈護に依らずんは爭てか斯の如きの功あらんや。因て戰艦を扁額に圖し淺間祠頭に奉し。聊神恩を謝せんと欲す。宜しく余か爲に之を納めよと。太郎兵衛持歸て之を淺間祠頭に揭く。額面の款識は當時暹羅在留山田仁左衛門と云ふ者。本邦の曆號を用て六昆王の爵名を書せり。」高砂德兵衛東印度に貿易す。」四年小倉商船瓜哇に至り。伽羅を購ふ。」森田長助暹羅に至り其國語を學ぶ。」秋東埔塞人來聘し。方物を貢し。舊好を修す。」津田又左衛門佛像を齎らし暹羅より歸る。」六年。暹羅來聘し香木布帛を獻す。」十年十月。京都の角倉與一。船長高橋德兵衛に命して印度に貿易せしむ。此船の書記に德兵衛と云ふ者あり。俗に天竺德兵衛と云ふ者是也。翌年三月。廣東。瑪港等を經て暹羅に到り。山田仁左衛門に會し。靈鷲山に到りて歸る。時に日本人の暹羅に在留する者七八百人ありと云。德兵衛長崎へ歸着せしは。十二年八月十一日也。」元祿六年八月。暹羅船讃岐の漂民を送還す。七年七月。暹羅船長門の漂民を送還す。」今上天皇明治八年一月十七日。工部省四等出仕大島圭介及大藏省の官吏を暹羅國に遣し。其風土民物を視察せしむ（此行呂宋。新嘉坡等の地を經。三月に至て歸朝し。暹羅行一卷を上る）。二十年九月十五日。暹羅國特命全權大使外務大臣デヴワチングセ親王橫濱港に來着し。同港外國人居留地グランドホテルに投宿す。十九日デヴワチングセ親王參內し。天皇。皇后兩陛下に謁見し。國書並にホワイト、エレフワント大綬章を奉呈す。二十六日暹羅大使デヴワチングセ親王に旭日大綬章を贈進し。親王の書記官ブラ、ダルム、ラクサに旭日中綬章を贈與し。親王の傳令使步兵大尉ブリアンに旭日中綬章を贈與し。親王の隨員近衛少尉サートに雙光旭日章を贈與す。是日暹羅國と修好通商の宣言を約定す。是日親王以下英國郵船に搭し。歸國の途に就く。以後日本の技術師彼の國に招聘せらるゝ者多し。三十年五月廿八日。始めて公使館を暹羅盤谷に開く。稻垣滿次郎。辨理公使に任す。三十三年。暹羅特命全權公使ピヤ、リチロング、ロナチエット始めて東京に駐劄す。

シヤウ

シヤウジみ　精進といふ語は。もと佛語なり。心意を精うし專心に道に進み。佛道を勉め修むるを云。四季草（秋の卷）に。精進の事。智度論云。有二二精進一。一身精進爲レ小。二心精進爲レ大云々。小精進は身を精進するなり。大精進は心を精進するなり。精はしらげとよみ進はすゝむとよむ。米をしらげたる如く。心をも身をも淸く潔よくして。心も身も佛事に專ら進みて。退き怠る事なきをいふ。是僧の精進なり。俗人も先祖を奠るに右の如く心も身も共に淸淨にして。祭りの事に專ら進むを精進といふなり。是精進の本義なり。これらの事知らぬ人は魚鳥を食はざる事ばかりを精進と思ふはあやまりなり。魚鳥の類は血肉なまぐさくて。いさぎよからざる物なれば。是を食ざるも身の精進の內の一つなれども。精進は此一事に限りたる事にはあらず。又愚なる者は精進すれば亡者の後生の爲になると思ふは誤なり。精進は心をつゝしみ身を戒しむるの事なり。又近年江戸にてはたとへば親死すると直に魚を求め得て家內の人々これを食ふ。是を精進固といふ。其後魚を食はずして。五十日の忌なれば二十五日めに至て又魚を食ふ。是を中落と云。其後魚を食はずして五十一日めに魚を食ふ。是を精進落といふ。五十一日の忌あけに魚類を食ふは。凶事を改めて吉事に復るなれば。是は然るべき事なり。精進固。中落などゝいふ事は昔は曾てなき事なり。甘きを食へどもうまからず。樂を聞けどもたのしからずと聖人のいひしとは大に違ひて。無法無禮の至なり。」といへるが如し。精進は此方にてものいみ。ゆまはる。いもひなどいひ。漢土に齋戒といへるにおなし。維新前には。江戸上野に精進一式の料理店さへあり。專ら上野の僧侶を待ちしか。維新後

は僧侶の戒を守るもの少なく。廢業す。供養には今も精進料理を饗するものあり。東京にては。淺草の料理人最もこれに巧みなりといふ。（ガ及ウラボン參看）。

シヤウハフ　商法の制定發布されしは。明治三十二年中なるが。其の沿革は。明治十四年中。司法卿山田顯義は。其職に就きし時より早くも司法省法律顧問御雇獨逸人ヘルマン、ロエスレルに命して商法の起草に從事せしめ。其後井上馨の外務大臣と爲るに及び。法典の完成を急ぎ。外務省內に法律取調委員會を設け。商法草案も同委員會に於て多少の修正を加へたるが。井上伯の辭職後は。取調委員會も司法省に移り。再び山田司法大臣の手にて。明治二十三年四月二十七日。法律第三十二號を以て公布せられ。翌二十四年一月一日より施行するとと定りたり。其の第一編は商法通則。十二章。八百二十三條より成り。第二編は海商法。九章。百五十四條より成り（第八百二十四條より第九百七十七條迄）。第三編は破產法。十一章。八十七條より成る（第九百七十八條より第千六十四條迄）。乃ち三編四十二章。千六十四條より成りしもの。第一回の商法にして。司法大臣山田伯と御雇獨逸人ロエスレルとは。此の商法の母なりき。然るに商法と相竢て効用を爲す所の。最も密接の關係ある民法は。御雇佛蘭西人ボアソナードの起草に成り。獨逸人なるロエスレルの商法とは。根本より立法の主義を異にする爲に。或る部分には重複する所もあれば。或る部分には何れにも規定せざる遺漏もありて。到底未だ之を實際に施行するに適せず。故に二十三年。初期帝國議會に於て。民法と共に大に修正を加ふるに決し。二十五年法律第八號を以て。其の施行を明治二十九年十二月三十一日まで延期し。而して其中修正の早く成り。且つ社會の需要急なるものを撰み。明治二十六年三月法律第九號を以て。舊商法第一編第六章なる商事會社の部と。同編第十二章なる手形の部。及び第三編の破產法全部だけは。明治二十六年七月一日より施行することゝなれり。是れ第二回の商法にして。獨逸人の原案を。邦人にて修正し。一部だけ施行したるなり。然れども其の施行の部分さへ未だ完全ならざるも。急施の必要ある爲に實施したるに過ぎず。故に明治二十六年。政府は新たに法典調査委員會を設け。諸法典の根本的修正に着手し。商法起草委員には。法學博士梅謙次郎。法律學士田部芳。法學士岡野敬次郎の諸氏を任命し。専ら日本人を以て立案編制したるもの。第十三議會に提出して兩院を通過し。明治三十二年三月七日。法律第四十八號を以て公布せられたるもの。即ち第三回の商法也。今其の最後に公布せられたる商法は。第一編總則。七章四十一條。第二編。會社。七章二百二十一條（第四十九條より第二百六十二條迄）。第三編。商行爲。十章百七十一條（第二百六十三條より第四百三十三條迄）。第四編。手形。四章百四條（第四百三十四條より第五百三十七條まで）。第五編。海商。六章百五十二條（第五百三十八條より第六百八十九條迄）。乃ち五編。六百八十九條より成り。最も能く日本の舊慣を斟酌し。且つ簡潔にして其の要を得たり。此に於て舊商法は第三編破產編を除くの外。總べて廢止せらる。商法の施行期は勅令第百三十三號（三十三年四月四日附）を以て。六月十六日よりすと公布せらる。之と同時に不動產登記法もまた實施せらる。是れ帝國人民が。普れく商法の下に支配せらるゝ第一日なり。

シヤリヤウ　社領。（ジムシヤを見よ）

シヤリヱ　舍利會。佛の滅後荼毘して。三石六斗の舍利を得。普く之を天下に分つ。我國靈寺に納る者亦其一なり。泉涌寺舍利會。洛の泉涌寺舍利殿に於て每年九月八日。舍利會を行ふ。これ律師湛海宋の白蓮寺より受持の佛牙なり。明治三十三年春。暹羅國皇帝より佛骨を分與せらる。釋迦如來の分骨歡迎の爲。本邦各宗總代として。本願寺連枝は從者二十餘名を召連れ。態々同國に出張せしが。鎌倉五山の一なる圓覺寺に安置せる佛牙舍利は。建保年間。源實朝故ありて彼の國より迎へたる釋迦如來の齒牙にて。其の大さ約一寸强。老若男女の歸依淺からず。之を寶殿（保護建造物にして建保年間の造營に係る）に安置し。每年十月十五日を以て大法會を執行するを常例とす。

シユ　朱は。藥劑。工藝。其他文學上に要用の品種となす。本草綱目云。水銀本出二於丹砂一。鎔化還復爲レ朱者是也。升鍊之法。用二石膏脂二斤一。新鍋內鎔化。次下二水銀一斤一。炒作二青砂頭一。炒不レ見レ星。研末罐盛。石版蓋住。鐵線縛定。鹽泥固濟。文火煅レ之。待レ冷取出。貼レ罐者爲二銀朱一。貼レ口者爲二丹砂一。每水銀一斤。燒朱一十四兩八分。次朱三兩五錢。今人多以二黃丹及礬紅一雜レ之。其色黃黯宜レ辨レ之。」和名抄に朱砂最上者謂二之光明砂一とあり。狩谷望之曰。今人單呼レ朱爲二畵彩一。皆是銀朱。非二丹砂一。銀朱煎二煉水銀一者。所謂水銀燒成二丹砂一者。即是也云々。源君（源順を云）所レ載朱砂當二是銀朱一云々（和名抄箋注）。朱の事國史に見えたるは。文武天皇紀。二年九月戊午朔云々。乙酉令下近江國獻中金青。伊勢國朱沙。雄黃。常陸。備前。伊豫。日向四國朱砂。安藝。長門二國金青銀青。豐後國眞朱上」と。此時朱砂。眞朱など既に見えたり。又仁明天皇紀。和銅六年五月癸酉。令三大倭參河並獻二雲母。伊勢水銀一云々とあるを以て。和漢三才圖會に續日本紀云。文武天皇二年。豐後獻二眞朱一。又云。今歲始

獻二辰砂一。然元明天皇六年始獻二水銀粉一(未レ審)。自二汞粉一十五年以前、何有レ朱耶。疑此朱辰砂共贋者矣と云り。【朱座】徳川氏の時代朱座を立て。朱賣買の事を數々布令す。和泉國堺にて製出す。寶暦年中の達書に。前々より朱墨之儀朱座より朱同樣賣出來候處。近年脇々にて紛敷朱墨拵賣出候由相聞。不届に候。朱墨賣買いたし候ものは。如前々朱座にて買請商賣可仕候。自今紛敷墨拵出もの有之に於ては。急度可申付。享保十九寅年八月。」右之通。享保十九寅年相觸候處。右之趣を致忘却候哉。脇々より紛敷朱買請。致賣買旨相聞。不届に候。彌前々之通朱座より賣出候朱竝朱墨買請可致商賣候。以來脇々より買請候儀於相顯は。吟味之上急度咎可申付候。右之通可被相觸候。寶暦九卯年。」朱竝朱墨之儀。朱座之外脇々にて買請賣買致間敷旨。從前々度々相觸候處。致忘却候哉。脇々より紛敷朱買請。致賣買候趣も相聞。不屆に候。依之唐國より持來候朱は。前々之通於長崎表朱座へ相渡。琉球朱之儀は持渡高を定。薩州より朱座へ相渡候間。以來朱竝朱墨之儀。朱座より買請可致賣買候。萬一脇より朱買請。又は紛敷朱墨拵候者相聞候はゞ。吟味之上急度咎可申付もの也。右之通可被相觸候。天明二寅年十一月。」朱竝朱墨とも朱座之外脇々より紛敷品商賣致間敷旨。前々相觸置候處。此度江戸京大阪奈良堺へ仲買之者共申付候。尤朱座にても是迄之通賣捌。仲買之者共は掛札爲致候筈に候間。朱座竝右仲買共之內より勝手次第買請候樣可致候。勿論小賣いたし候ものは。江戸京大阪朱座之內より鑑札請取。朱竝朱墨共買請。朱は朱座包之儘にて賣渡。職人共遣殘之分も。右之儘同職之者へ讓渡候儀は不苦候。若此上出所紛敷品內々致賣買候趣相聞に於ては。吟味之上急度咎可申付候。右之趣御料私領寺社領共在町へ不洩樣可被相觸候。寛政八辰年八月。」嘉永五年二月。朱竝墨とも。朱座之外江戸。京。大阪。奈良。堺へ仲買之者申付掛札爲致。朱座竝右仲買共より勝手次第買請候樣。寛政八辰年相觸候處。其後去卯年。右仲買之者差止候間。以來座方より直に買請可申旨觸置候處。此度右五ヶ町仲買之者。最前之通申付候間。都而寛政度相觸候通可相心得。若し此上出所紛敷品內々賣買致し候段相聞に於ては。吟味之上急度可申付候。」右享保以前より朱賣買の事制令ありしなるべし。今見當りしまゝを揭ぐ。

シユイムチ 朱印地。(ジリヤウを見よ)

ジユウハウ 銃砲。軍器に鳥銃を用ふることとなりしは。武田氏より始りたり。而して其製の精巧利便なると。愈々出て、愈々巧なり。其初は火繩打が。燧石となり。雷管となり。尙は種々の良巧利便なることを工夫し。而して其丸の遠きに達し。且其發射を鋭利ならしめむとて。銃の內部に旋條を施すに及へり。元來銃口より火藥を裝置せしを。元込になし。元込より進んで連發銃の如き最便最利の工夫あるに至れり。然らは今後何等の發明あるべきや。余輩の豫想し得へきにあらさるなり。今。古昔に遡りて銃砲の本邦に傳來せしより。今日に至る其沿革を叙すべし。本朝軍器考に。世に鐵砲といへる物は。龜山院御在位の時。文永の比ほひ。蒙古來襲の日。その名始て聞えてけり(八幡愚童訓。太平記等に。つまびらかなり)。されど此物今の代の制には非ず。宋の代にありつる。旋風。單梢。虎蹲などいふ火砲とこそ見えたれ。なべて世に今ある物の。西洋の國より來れる始め。人々の傳ふる所おなじからねば。いづれがまことならんも。わきがたし。まづ種子島といふ物は。大隅國よりぞ始りたる。たとへば大隅國をさること十八里がほどに一の島あり。其名を種子島といひけり。後奈良院の御在位の時天文十二年八月二十五日。彼島の西村といふ浦に。異國の人百餘人ばかり乘りたる大船一艘來りぬ。其人皆鼻高く。目ふかくして。物いふこと。きゝわきまふべくもあらず。その中に大明の人五峰といふもの一人ぞありける。これは我朝の人に。ことばも。文字もかよふまじき事をしりて。大明の人をゐて來れるなりけり。此村の長に織部丞といふもの。つきたる杖にて。沙の上に物かきて。いづこの人のなにゆゑにか來りぬらんととふに。彼五峰出むかふて。これも物かきて。これは西南の蕃夷の。あきものゝために來れる也とぞ。こたへける。さらば。こゝより十三里がほどをへだてゝ。赤尾木といふ津あり。かしここそ。此島の主はおはすれ。船をばかしこによせよとをしへて。島の主のもとへ此よしをつぐ。此島をは種子島の時堯といふもの領してけり。それが父をば惠時といひ。子をば久時といふ。同き二十七日。かの船を赤尾木の津にむかふ。彼船の長二人あり。ひとりをば。牟良叔舍といひ。ひとりをば。喜利志多侘孟多とぞいひける。かれら船より上りて遊ふとて。岸の頭に方なる小き的たてゝ。鐵にて作れる火器の二三尺許りなるを手にして。藥を以て鉛の彈丸を飛するに。百たび發ちて。百たびまでにあてけるを。島の主あやしと見るまゝに。やがてその技をまなび試るに。その的にあたられど。又遠からず。悅ぶ事かぎりなく。價を惜まで。その器二つまで買得て。その火藥の方劑をば。郞等篠川小四郎といふ者して。まなばせたり。いくほどなくて紀伊國根來法師杉坊といひしが。この器もとめむとて。はるばるかの島にたづね下りしかば。時堯そのこゝろざしの切なるを感じて。其一つをばわかち與へつ。かくて時堯鍛冶の工とも集めて。かの制に倣ひ作らんとしけれど。その筒の底ふさ

がんすべをしられば。さてやみぬ。あけの年。かの蕃夷の船。又同じき島熊野浦につく。その中に此器作る工一人ありしかば。淸定(字金兵衞といひしとぞ)といふ工してまなばせけるにこそ。其の底の右に轉らせば出。左に轉らせば入る事をば。しりてけれ。そののち此器あまた作り出して。家子郎等等にまなばせけるほどに。その藝に堪能の輩もすくなからず。和泉國堺の浦の商人。又三郎といふもの(橘屋と稱すと云ふ。今其子孫長崎に住す。藥師寺又三郎と云ふ此なり)。彼島に來りとゞまる事一二年。此技をまなび得て歸りけるを。人皆その名をよばで。鐵砲又とのみいひけり。これよりして。畿内畿外の國々。此技まなぶ事をしりぬ。又その比ほひ大明にゆく進貢船のうち。第三の船風にはなされて。彼島につきて。便をまつ。明れば天文十三年。纜をときて彼國に至り。我朝に歸らんとするに。又浪風あらく。からうして伊豆の國に漂ひつく。此船の中に。久時が郞等松下五郎三郎といふものありて。此器携へたりしにぞ。坂東の國々にも。又此技を傳習ひてける(北條五代記には。北條が家へは根來法師杉坊がつたへし由見えたり。此法師ははじめ。時堯がもとより此器うけつたへし人なり)。此器鐵砲となづくる事。彼五峯がいくつけたりしにや。又彼島の人なづけし所にや。さだかならずと。この南浦が文集には見えたれ。又異朝にも此器ある事は。はじめ我朝より傳へければ。其名を倭銃となづく。又鳥銃ともなづくる事は。林をうがち飛ぶ鳥をも射落しつべき物也とて。その名をかくもいひし也。又鳥嘴銃ともなづけぬ。其制はもと西蕃の波羅多伽兒國より出たり。佛來釋古者といひしもの。豐後の國に傳へて。鳥銃一門をつくる。其價二十餘兩なりきと。大明の茅元儀が書にはしるしぬ。彼南浦がしるせし所には。大隅の國に來れる人。いつこの國の人といふ事さだかならず。たゞ西南蕃夷のあきものする人とのみ見えしが。異朝の書によりて見れは。すなはち波爾杜瓦爾の人也。波羅多伽兒といふ。文字をかの國の音によめば。波爾杜瓦爾と相同し。又佛來釋古者としるせるは。すなはち南浦がしるせし牟羅叔舍が事也。其文字は異なれど。此國彼國の音を相通してよむ時は。其名は同じ。彼波爾杜瓦爾の人。又豐後の國にも來りて。此器をばつたへしなり。我朝にして。九州の事しるせし記にも。享祿三年の夏。南蕃の商舶九艘。豐後の府内に來りしに。これも大明の人三官といひしを具したり。國の主大友左衞門督入道宗麟。保首座といふ僧して。文字を通ず。彼商人等數のたからを進らせしうちに。二三尺ばかりなる火器を進らす。其名をば鐵砲となづけたり。其後天文二十年。同じき國の人來りて。石火矢を進らすと云事見えたり(九州記)。されど大友が家にて。其國に來れる異國の船どもの事。記せるを見るに(大友記)。彼しるせる所には異也。宗麟入道の世にあたりて。天文十年七月二十七日。大明の人豐後[illegible]新宮寺に來る。其船にのれるもの。凡そ二百八十人。十二年八月七日。同じ國より來れる船五艘。十五年。又佐伯の浦につく。永祿年中に來れる事絕へず。其後又天正三年の夏。臼杵の浦につく。此船にのせ來る所。大象一つ。猛虎四つ。その餘孔雀。鸚鵡。香猫等なり。又伽羅のほた。猩々緋の二十間までつゞきたるなどありけり。明る四年の夏。南蕃國より石火矢來れり。同じき十二年。宗麟がもとより大明の皇帝に使をたてまつる。植田入道玄佐といふものを其使に充つ。此入道はもと美濃の國の住人齋藤の何某といひしふる兵也けり。此使朝聘の禮畢りて。たちまちに重病をうけて。彼國にして死したり。のころものども我國に歸らんとて。すでに薩摩の沖にいたりしに。風あらくなりて梶をれ。船くだけ。たすかるものわづかに二十餘人。されど彼國の皇帝の詔書。ならびに賜物等は事故なく達しぬとしるしたり。かく迄にしるせる所の詳なるに。享祿の比ほひ。南蕃の船來れる事も。いはゆる鐵砲の傳へ得たる事も見えず。たゞ天正四年に。彼國より石火矢の來れる事のみをのせぬ。天正三年に來りし船。其國の名をばしるされど。のせ來る所の物ども。こと〳〵く西南夷の國に出るものなれば。おもふに此度の船は。かならず波爾杜瓦爾等國よりや來りぬらん。もしは又大友が家の記には。天文十年より下つかたの事のみをしるして。享祿の比ほひ。西南夷の國より通ぜし事をば漏せるもしらず。波爾杜瓦爾などいふ國。西洋歐羅巴の地方にて。專ら天主の教を奉ぜる所也。我國の俗にてこれらの國々より來るをば。みな南蕃の人とぞいふなる。しかるに天文二十年の秋。大內の義隆卿ほろびし時。彼許にありし大明の勘合うせてければ。かしこに往來せし便すでにたえぬ。此比ほひより南蕃の船我國に通じけるに。宗麟入道はじめにその天主の法をうけしなどいふ事あれば(王代一覽)。彼大友が家にてしるせる。天文の比ほひしきりに來れる大明の船といふは。みな歐羅巴地方諸國の人ならんも知るべからず。過にし比。仰を奉りて。意多禮亞の羅馬人に遇ひしとき。彼地方の事ども尋ね問ひしに。西洋の火砲造り出せし事は。既に二千餘年に及べり(始此器造り出せる地は蕃名ヅーバルカイン)。佛來釋古者と云しは(其番名フランシスクスサベイリウスと云)。東南洋の諸國に天主教傳へし人也。其塔は今も應帝亞の臥亞と云所にあり。又昔時豐後國の使人羅馬に來りて死したるを葬し塔は。今も其國にありとて。其事しるせし蕃字の書取出て見せ侍りき。大友が家人植田入道使して。其

シユウ

國に死せしと云ふは。羅馬尼亞の事にて。大明に赴きしにはあらず。彼國の史籍にも。其事見る所侍らず。其比に浙國の商舶。私に交易の利を通せんが爲めに。豐後の國に來たりしが。此器をもつたへしを。茅元儀が書には。かくその因來る事を詳にはしるせるなるべし。又此器朝鮮國に傳りし事も。天正十八年の春。對馬守平義智其王にまゐらせしより始れる由。彼國の書には見えたり(懲毖錄に)。かれを通じ考ふるに。大明にも朝鮮にも。我朝よりぞ此器をばつたへける。或ひは此物文龜の初つかた。南蕃より來れども。川ふべき法は傳はらずともいひ。或は永正七年に來れるなども云ひ。又弘治元年。南蕃の人氏宇志倶智といふ者。琉球を經て種子島に來りて。此物造る事をも。其技をも傳へしなどいへど。皆信し難し。又甲斐の武田の家には大永六年に傳り(甲陽軍鑑)。相模の北條の家には。享祿元年に傳ふるなども(北條五代記)いへど。南浦の集には。天文十二年に始て傳ふと見え。九州の事しるせる記にも。享祿三年に來れりと見えたれば。九州の地にだにいまだ傳らぬに。はるか東の國々にまづ來りけん事こそ心得られね。文獻の徵とするに足りなんは。南浦のしるせるところの異朝の書に見えし所にも。西洋の人の云ふ所にも。皆々符を合せたるがごとくなるにはしかず。又長筒とて。そのたけの四尺五尺におよべるは。異朝には嚕密鳥銃となづけぬ。或は大きくも。或は小こしきにも作りなして。遠からんにも。近からんにも。其利あるやうに巧みなせる類。今は其品もつともおほくなりたり。その銃藥綿藥などの分劑をの〳〵其方あり。これを盛へき器も。其制多し。鉛彈。彈子摸。火繩などの制。なべて世にしれる所なれば。茲にしるさず。」按するに鐵砲の傳來。右の如し。天正の頃は。軍陣にも必ず鐵砲手を以て其前隊と爲せり。就中最も多く鐵砲を用ひたりしは。長篠の戰なり。當時の戰記を閱するに。織田。德川兩家の陣に。三千の鐵砲ありしと云ふ。以てその盛に行はれしを知るへし。德川氏に及て。鐵砲を所有するを許せる者は。武家のみにして。他は皆之を嚴禁せり。德川禁令考云。享保二酉年。鐵砲御改之儀に付御觸書。鐵砲改之儀向後關八州者貞享四年に被仰出候趣に相心得。鐵砲改役へ相伺可請差圖事。但猪鹿多く出田畑をあらし候節者不及相伺。御料私領寺社領共に月切日切を極。玉込鐵砲にてうたせ其段早速鐵砲改役へ可相屆候。打仕廻候者鐵砲取上之。是又其趣改役へ可相屆候。」江戶より十里四方者獵師たりといふとも一切鐵砲取上可申事。但猪鹿狼多く出田畑をあらし人馬へ懸り。百姓及難儀候節者。鐵砲改役へ相伺可請差圖候事。」關八州之外國々者鐵砲改役へ例年證文等差出候事。以來不及其儀候。尤猥に無之樣に御料私領寺社領共に急度可申付候事。右之趣可被得其意候以上。五月」。貞享四卯年十二月。何國何郡何村(用心鐵砲)。右拙者領分何村者。所柄物騷御座候に付。百姓難儀仕候。就夫爲用心鐵砲何挺百姓預け置申度旨奉願候處。願之通被仰付候。此鐵砲を以盜賊人にことよせ意趣遺恨有之者抔打殺申候か。其外にも惡事仕出候に於ては。本人者不及申名主五人組迄可爲曲事旨急度申付置候。且又右之鐵砲にて殺生一切仕間敷候。此鐵砲之儀他人者不及申。假令親子兄弟にて御座候共。鐵砲預り主之外餘人へ借申儀曾以仕間敷段。堅申付候。右之趣相背申候はゞ何樣之曲事にも可被仰付旨。名主五人組鐵砲預り主方より手形取置申候。爲其如此御座候以上。」何國何郡何村(月切鐵砲)。右拙者領分之内鹿猪多出作毛荒し百姓迷惑仕候。就夫玉込不申候鐵砲にて嚇し申度存。鐵砲何挺何月より何月迄百姓に預申度旨奉願候處。願之通被仰付候。若右之鐵砲に玉を込惡事仕出し申候か。又者殺生抔仕候者本人者不及申。名主五人組迄可爲曲事旨急度申付置候。此鐵砲之儀他人は不及申。假親子兄弟にて御座候共。鐵砲預り主之外餘人へ借し申儀曾而仕間敷段堅申付候。右之趣相背申候者何樣之曲事にも可被仰付旨。名主五人組鐵砲預り主方より手形取置申候。爲其如此御座候以上。」何國何郡何村(斷鐵砲)右拙者領分鐵砲相改候所。何村者山方にて。先規より御斷申上獵師鐵砲何挺致所持狩仕渡世を送申候。若此鐵砲にて狩之外惡事仕出し申候に於ては本人者不及申。名主五人組迄可爲曲事旨急度申付置候。右之鐵砲他人者不及申假親子兄弟にて御座候共。鐵砲持主之外。餘人へ借し申儀。曾而仕間敷段堅申付候。右之趣相背申候はゝ。何樣之曲事にも可被仰付旨。名主五人組鐵砲持主方より手形取置申候。爲其如斯御座候以上。」右私領分寺社共鐵砲相改候所。右書面之通何箇村者爲用心鐵砲何挺何箇村者畜類おどしの爲。玉込不申候鐵砲何挺百姓所持仕候。何箇村者鐵砲何挺獵師所持仕候。何箇村者鐵炮所持之者無御座候。彌自今以後無斷鐵砲所持仕間數旨堅申付。村切に名主五人組方より手形取置申候。爲其如斯御座候以上。年號月日。誰(書判印判)宛所。」享保十一午年。鐵砲竝隱鐵砲所持之儀に付御觸書。今度武州多摩郡之内に御制禁之隱し鐵砲致所持候もの又は打候者有之。段々御詮議之上。武州所澤村名主壹人。同國上川口村名主壹人。同國國分寺村之もの壹人遠島被仰付候。右惡事有之村々之名主は田畑取上。組頭竝村中其外懸合候もの迄夫々に過料等申付候。若心得違にて只今迄不相屆鐵砲致所持候者有之候はゝ御料者御代官私領者地頭より相改取上置候而其段來未二月迄鐵砲改へ相屆可申候。尤此度有體に申出鐵砲差出候はゝ御咎は無之候。來未二月迄之内

に不差出候而追而相知候はゝ當人者勿論名主組頭其村中迄御仕置可被仰付事。右之趣關八州之內御料者御代官私領者頭々支配々々より急度可被申渡候。十月。」隱鐵砲有之村方告之事。隱鐵砲所持致候者(江戸十里四方竝に御留場の內)遠島。右の外關八州。中追放。關八州の外。所拂(寛保元年極)。隱鐵砲打候者右同斷。隱鐵砲所持の村方。他所より參打候村方。名主組頭(江戸十里四方竝御留場の內)重き過料。右之外關八州急度叱(寛保元年極)。隱鐵砲所持致者五人組(江戸十里四方竝御留場之內)過料。隱鐵砲打候村方。同致所持候村方。惣百姓(江戸十里四方)輕過料。御留場之內壹ケ年爲過怠鳥番。廻り場之內鐵砲三度以上打候を不存候者(御留場之內)野廻り役儀可取放。但野廻り之居村隱鐵砲致所持候者於有之は役儀可取放。隱鐵砲打捕候もの(江戸十里四方御留場の內)御褒美。銀二十枚。同訴人仕候もの。右同斷。銀五枚。」近年御役替或者家督後。領分知行之內。上知に相成代知被下。又者場所替當分御預り所被仰付候節。鐵砲改帳且又獵師鐵砲讓渡候節。或者四季打鐵砲證文竝鐵砲取揚獲物屆帳等鐵砲改へ差出候儀。延引相成候向も有之。如何に候。鐵砲改帳其外前書之證文屆書等以來無遲滯鐵砲改へ可被差出候。右之趣可被相觸候。六月。」寛政九巳年二月。町人浪人町醫師等。鐵砲所持の者は町年寄へ可申出旨觸書。覺。町中鐵砲改之儀。町人所持鐵砲は不及申。浪人町醫師等所持竝預鐵砲質物鐵砲商賣鐵砲共所持人出來候はゝ。早速町年寄方へ書付を以可申出旨。每年九月證文申付候處。是迄所持之もの有之趣申出候儀無之候。然處內分にて質物等に取不屆出も有之趣に相聞。不屆之至に候。以來鐵砲所持之もの出來候はゝ。早々町年寄方迄可申出候。若隱置においては召捕。本人は不及申。名主家主五人組迄も急度咎可申付候。右之趣町中へ可觸知もの也。

右に引ける所を以て。徳川氏の時鳥銃に關はる處分例を知るに足るべし。維新後に至ては。海陸兩軍の武器は專ら銃砲となり。加之村田銃の如き便利なるものゝ發明ありし以來、一層の精を加へたる如し。而して民間にて銃器を有するとの例規は。徳川氏の時と少しく異なれり。今之を略擧するに。明治五年正月二十九日。銃砲取締規則を定む(布告二十八號)。同年六月二十二日。銃砲取締規則中第二則開港場に限り取扱方を定む(布告百八十五號)。同年八月十五日。銃砲賣買免許の商人へ諸鎭臺に於て不用の火藥賣拂に付各縣廳の添書を以て本分營へ願出しむ(陸軍省達)。同年九月十五日。本年八月十五日達火藥拂下の儀。東京大阪兩所の分は武庫司へ願出しむ(陸軍省達)。同年九月二十三日。銃砲取締規則に違犯者處置方を定む(布告二百八十二號)。七年二月三日。銃砲取締規則に違ふ者取上品處分方を府縣へ達す(陸軍省達五十一號)。同年七月廿七日。第五年百八十五號布告の趣も有之處。自今銃砲竝彈藥類外國人と賣買の儀免許商人より願出る節は其管廳より陸軍省へ申請の上取計はしむ(達九十九號)。同年十二月八日。五年第二百八十二號布告銃砲取締規則違犯の者罰例を增補す(布告百三十二號)。八年四月十日。五年第二百八十二號に據り官沒銃砲等處分方法を各裁判所に達す(司法省達四號)。同年六月二十八日。銃砲彈藥取締の儀一切內務省へ管理せしむるに付。從來陸軍省へ申出ることは總て內務省に出さしむ(達百十一號)。同年九月二十二日。官沒銃器彈藥等已後免許商人へ拂下け。代金を以て科料金一同司法省へ納めしむ(內務省達乙百二十號)。同年九月二十九日。官沒銃器彈藥等處分方本年內務省乙第百二十號達の通心得。右賣渡代金。以來司法省へ納付すべき旨各裁判所各府縣へ達す(司法省達三十一號)。同年十一月四日。銃砲賣買表同讓受表調製方竝差出期限を定む(內務省達乙百四十四號)。同年十二月十日。五年第二十八號銃砲取締規則布告の際洋行等にて所持の銃砲等屆漏の分は。特別の詮議を以て改印致し遣はすべくに付其管轄廳へ願出しむ(布告百八十九號)。同年十二月十四日。人民所持の銃砲屆漏の分願出方の儀本年第百八十九號布告に付。使府縣に令し成規の通處分せしむ(達二百十二號)。九年三月二十八日。八年第百八十九號布告屆漏の銃砲屆出方。更に本年四月三十日迄延期す(布告三十九號)。同年六月八日。本年第三十九號布告屆漏の銃砲屆出方を更に來る八月三十一日迄延期す(布告八十四號)。同年十月三十日。銃砲彈藥賣買當分の內嚴禁す(達五號)。同年十一月二十八日。本年第五號達の禁を解く(達百十二號)。同十年二月十三日。陸海軍及鎭臺用の外當分銃砲彈藥の賣買運送を禁す(達二十六號)。同年二月十[illegible]日。人民所持の銃砲員數從來屆濟の分更に銃砲總計表圖に依り調製差出しむ(內務省達乙十九號)。同年二月二十四日。本年第二十六號達中鎭臺の下に竝警視官の四字を追加す(達二十九號)。同年二月二十四日。人民所有軍用銃砲を獵銃に改造又は鑄潰燒爛等にて廢銃に屬する者の屆出方を定む(內務省達乙二十五號)。同年三月七日。本年乙第十九號達銃砲總計表編成例へ追加す(內務省達乙三十號)。同年三月十九日。人民所藏軍用銃砲彈藥類獻納願の節賞與取計竝に該品處分方を定む(內務省達乙三十四號)。同年五月二十七日。鉛彈藥賣買兼て嚴禁の處。薩賊に於て此頃買求の風聞有之に付。一層嚴密取締しむ(行在所達十三號)。同年五月三十日。官用の爲銃砲彈藥買入の節は其都度前以關係の地方廳へ照會取計しむ(行

シユウ

在所達十四號）同年六月十一日。本年第二十六號同第二十九號達に開拓使の三字を追加す（達四十四號）。同年六月二十日。鉛彈藥賣買禁止の處漁網必要の鉛は賣買を許す（行在所達十五號）。同年八月一日。官沒銃器彈藥拂下け代金納方の儀八年第三十一號達の趣も有之處今後現品を以て最寄の砲兵本支廠へ引渡し其段屆出へき旨地方裁判所へ達す（司法省達丁五十三號）。同年十月一日。本年第二十六號第二十九號第四十四號及行在所第十三號第十四號達を廢す（達七十號）。同年十月二十六日。八年乙第百四十四號達銃砲賣買讓受の二表及本年乙第二十五號達中人名等屆出方の儀は追て達する迄差出すに及はす。其廳限り調理致置くへし（内務省達乙百十五號）。十一年四月二十二日。甲管廳にて改印せる軍用銃所有者。轉籍等にて乙管下へ持越たる後獻納廢棄讓渡等願出る時の取扱方を定む（内務省達乙三十六號）。同年五月二十四日。銃獵免許の者及有害の鳥獸威し銃室内射的場營業免許者等需用の彈藥雷管に限り賣買の手續を定む（布告十一號）。同年同月同日。今般第十一號布告に付自今銃獵免狀付與有之外國人へ獵用の銃器彈藥類賣渡の儀は其廳限り聞屆しむ（達十七號）。十三年九月七日。ピストル銃は軍銃の部類たるも其彈力も輕弱にて他の軍銃とは難同視を以て製造許可の儀に付太政官の裁令あり（内務省伺定）。十四年五月二日。彈量四匁八分以下の旋條ある洋銃。獵用聞屆の儀に付太政官の裁令あり（内務省伺定）。同年七月十四日。銃砲彈藥賣買免許商人增員の儀に付太政官の裁令あり　（内務省伺定）。同年九月二十四日。婦人持ピストル銃檢印の儀に付太政官の裁令あり（内務省伺定）。十五年三月二十五日。人民及び免許商人現在所有の軍用銃精密取調本年四月三十日迄に當省へ差出　しむ（内務省達乙二十一號）。同三十二年八月。法律百六號にて銃砲火藥類取締法を公布し。同月勅令三百六十六號。同月内務省令四十三號にて同細則定められ。同年同月。陸軍省令二十三號にて砲兵工廠軍用銃及火藥類拂下手續定められ。同年九月。勅令三百八十號にて武官所有の軍用銃賣買取扱規則廢止され。同年八月。陸軍省達七十九號にて銃器に關する舊令廢止されたり。

【大砲】又大砲も其初めは外國より來る者なりしに。後には本邦にても之を造る者出て來て。戰陣必用の具とはなれり。羅山文集云。運城銃。此銃甚重而鉛子重殆二十斤。其所レ發運二數城一擊二破之一也。載二之車一而向レ㮇時。常人百夫輙不レ易レ運也。井上正繼以二機巧一。雖二一兩人一能運二動之一。其發時亦然可レ謂レ奇乎。此鉛子之所レ到殆二千七百步之遠不レ失二㮇的一。寛永十二年正繼初造二此等銃一。既而降二鈞命一遣二官使一。與二正繼一共赴二野郊一以監レ之。試レ之不レ差。他後若雖レ有二人彷彿摸レ之者一。皆是以二正繼一爲二權輿一而已。」本朝軍器考云。大友か家の事しるせる記に。天正四年の夏宗麟入道が領せる肥後國に。南蕃より大なる石火矢來るを。入道やがて彼の國より修羅をもて豐後の國臼杵の庄丹生の島迄引よせて。悅ふことかぎりなく。其名をば國崩となん名づけたり。國のものどもこれを聞て。あはれよからぬ名かなと。さゝやき。さゝやき云ひけれど。入道さらに改めずと見えたり。又天文二十年。南蕃の商船來りて。石火矢といへる鐵砲の大なる物二つ。宗麟に進らす。そのゝち大友島津が戰起りて敵丹生の島にをしよせたりけるに。上野の何某といふもの。その石火矢をもて。薩摩の軍勢あまたうちころしてければ。城をばつひにおとされずと。しるしたる物もあり（九州記に）。これも南蕃より傳へしといふなれば。異朝にいはゆる佛郞機の制とこそ覺ゆれ。此器異朝に傳はりしは。大明の武宗皇帝正德十二年。たちまちに海船の大なるが二隻。廣東の懷遠驛に至りて。佛郞機國より進貢の人なりとぞいひける。されどもかし　より貢まゐらせし例あらざれば。此の所のつかさまづその人をばとゞめをきて。此よしを奏しけるに。參らせよとありしかば。やがて都に赴かしむ。折ふしみかど。南方の國々巡り幸し給ふほどなれば。會同館とて外國の使を按置せらるゝ所にとゞまる事。一年ばかり。みかど崩御ましまして。世宗皇帝御位につかせ給ひける。はじめ此使等不恭の事あればとて。廣東にをしかへして。その境をかり出されぬ。その乘來りし船ごとに。此銃四つ五つをふなばたにならべをきて。小しきなる銃五つをもて。その一つが中に火藥鉛彈などめぐらし入れて。火をもてはなつに。その彈のあたるところ。くだけすといふ物なし。かの通事の人。其銃一つに火藥の方そへて。廣東のつかさにまゐらせけり。其の器佛郞機國より出たればとて。かくこそはなづけゝれ（顧應詳が說也）。彼世宗皇帝の嘉靖年中に。又西洋の蕃國より傳へし所なれば。西洋砲と名く。半里が外の人馬は。みなおどろき死しぬべし。其後又紅夷より得たりしなれば。すなはち紅夷砲となづけぬ。そのたけは一丈ばかり。火藥を用ふること數斗にして。鐵の彈二十里が外におよぶ。もつとも神器といひつべしとぞ。彼國の書ともに見えける（天工開物。武備志。通雅等に）。彼正德の十二年は。我朝にしては後柏原院御在位の時。永祿の十五年。嘉靖の比ほひは。後奈良院の御在位のほどにやあたりぬらん。天文の末に傳りたる鐵砲の大なるもの二つといへるは。彼佛郞機の制にして。天正の初に來れるは西洋の大砲なれば。國崩ともなづけたりけん。紅夷砲ときこえしは。今我國に年ごとに來れる阿蘭陀の國

シユウ

より出しなり。此國の大砲は其制特にすくれたりと。雞馬人も申しき。阿蘭陀人に遇し毎に。此物の始めを尋問ふに。此國の人は其始を詳にせずと云ふ也。此國は異朝にては和蘭。又は喎蘭地ともいふ國也。和蘭。喎蘭。阿蘭其音相同じ。しかるに紅夷は和蘭の類にして。同じ國にはあらずといふ人あれど(朱舜水の說)。和蘭又紅夷とも。紅毛鬼ともいふ由。まさしく大明の書には見えたり(皇明世法錄等)。此國の火器は。今世におほく傳へ侍り。」大砲の本邦に傳來せしは。右軍器考に擧くろか如くにして。諸國にても漸々之を造りて。兵鋒の鋭を助くろに及へり。元和偃戈の後に至りては。德川氏以下列藩。皆大砲を有せさるはなく。慶應年間。佛蘭西ボードと云一種の大砲。泰西より傳來し。其丸は霰彈にして。丸の達するは長遠に及はすと雖も。一發にして小銃數十口の發射に當るを以て。列藩競ふて此砲を購求せり。皇政維新の際。ライフル砲傳來せり。該砲は其內部に旋條を施し。榴彈を發射するものにして。彈の及所もボードよりは遙に長遠に及ふを以て。列藩又皆之を購求し。以て其兵威を添へり。尋て廢藩置縣の制を布き。兵政の改革あるに及ふも。依然大砲はライフルを賞用せり。明治二十年頃。又獨國の發明に係るクルップ砲傳來し。陸軍にて之を用ふるに至り。從來のアームストロング砲滅ず。明治三十四年有坂砲の成績頁好なるを以て。之を陸軍一般に用ひんとすと聞く。

【舊幕府時代銃獵取締】小銃を以て鳥獸を獵すること。德川幕府の時代。猪鹿の田野を荒らすを防くために。小銃を貸し與へおく。これを四季打鐵砲といふ。元祿二巳年六月二十八日達。兼て被仰出候通。生類あはれみの志彌専要に可仕候。今度被仰出候意趣は。猪鹿あれ田畠を損ざし。狼は人馬犬等をも損ざし候故。あれ候時許り鐵砲にて打せ候樣に被仰出候。然處に萬一存し違ひ。生類あはれみの志をわすれ。むざと打候もの有之候はゞ。急度曲事に可申付事。」御料私領にて猪鹿あれ田畑を損ざし。或は狼あれ人馬犬等損ざし候節は。前々之通隨分追散し。それにてもやみ不申候はゞ。御料にては御代官。手代役人。私領にては地頭より役人竝目附を申付。小給所にては其頭々へ相斷。役人を申付。右之者共に急度誓詞致させ。猪鹿あれ候時ばかり日切を定鐵砲にてうたせ。其わけ帳面へ注置之。其支配々々へ急度可申達候。猪狼あれ不申節まぎらはしく殺生不仕候樣に堅く可申付候。若相背もの有之者早速申出候樣に其所々の百姓等可申付。みだりがましき儀候はゝ訴人に罷出候樣にと兼々可申付置候。自然隱し置脇より相知候はゝ。當人は不申及。其所々御代官地頭可爲越度候事。右之通堅く相守可申もの也。巳六月。」口上にて被申聞候趣。但切紙に認かへ候。猪鹿打候はゝ其所に慥に埋置。一切商賣食物に不仕候樣に可被申付候。右は獵師之外之事に候。」とあり。口達の趣を以て見れは。別に銃獵を以て業となす者もありし也。然れと山深き地方にあらざれは銃獵を業となす者も非るへし。又享保十四酉年二月の達に。御拳場竝江戸十里四方之外關八州在々四季打鐵砲御免之儀に付御觸書覺。關八州在々猪鹿多出作毛荒候節。只今迄は月切日切に而鐵砲爲打候得共自今は不及其儀。猪鹿打候鐵砲百姓に預四季共爲打可申候。尤打初候節鐵砲改へ承合證文差出可申候。翌年よりは正月中一度宛證文鐵砲改へ差出可申事。」御拳場竝江戸十里四方は。只今迄之通鐵砲爲打申間敷候。但江戸十里四方と有之は。日本橋より東西南北へ五里宛と可相心得事。附猪鹿多出耕作荒候はゝ此方より鐵砲打被遣候間向々へ可申出候。此旨地頭御代官へ可申渡事。」提飼場者四月朔日より七月晦日迄は無構鐵砲爲打可申候。八月朔日より來三月晦日迄者爲打申間敷事。附御鷹捉飼場に而も。不苦處は御鷹匠頭へ承合。鐵砲爲打可申候。尤其節鐵砲改へも可相談事。右之趣關八州之內御料は御代官。私領寺社領は其支配頭々より急度可被申渡候以上。二月。」此時四季打鐵砲の制を定めし初めなり。此後も都度都度達書あれと。今その起りを記するのみ。

ジユウレフ　銃獵。(カリを見よ)

ジユカイ　授戒は。佛教にて佛門に入る者に戒を與へて。弟子となさしむる式なり。灌頂及び戒壇の條參看すべし。和事始に云く。崇峻天皇元年。蘇我馬子宿禰。百濟僧等を請て。受戒の法を問ふ(日本紀)。是日本受戒の始也。」公事根源に云。延喜玄蕃式。凡授戒者。每年三月十一日。始行レ之。月內令レ畢。其應レ行レ事之省寮綱所三司交名。當月五日進レ官(注。授戒三月中吉日を擇て行はるゝこと也。拾芥抄にあり)。【東大寺授戒】是は三年に一度あり。孝謙天皇天平勝寶六年に。唐の鑒眞和尙つくしの太宰府にわたりつきしかば。東大寺に戒壇をたてゝ。天子以下菩薩戒をうけ給き。是より。東大寺の受戒といふ事ははじまりき。大かた此伽藍は聖武天皇の御願也。いまめかしきやうなれば。委しき事は記すに及ばず。

シユクエキ　宿驛。古來宿驛の沿革。今詳かに探知する能はすと雖とも。降て延曆年間以來驛政漸く開け。諸道の開通及驛舍の廢置等亦見るべきものあり。降て德川氏に至りては驛制全く備はれりといふべし。尋て明治革新驛政一變し。從來の傳馬宿繼の制を廢止す。今諸道【宿驛廢置】の概略を下に揭く。」綏靖天皇三十三年五月。始て山陽道を開く(皇年代略記。皇代私記)」。孝元天皇の朝。始て東道。南海兩

道を通す。」崇神天皇十年。北陸。東海。西道。丹波等の諸道に將軍を遣す。」神功皇后二年。皇后親く新羅を征し豐浦宮に幸し。始て路驛を造る(皇年代略記。歷代皇記)」五十年五月。千熊長彦及久氏等百濟より至る。皇太后問て曰く。海西の諸韓既に汝の主に賜ふ。今何爲そ復來る。久氏等奏して曰く。天朝鴻澤遠く弊邑に及ふ。臣主喜躍し再來朝せしむ。皇太后の曰。善し。乃多沙城を增賜し。以て往還の驛路となす(日本書紀)。」大化二年正月。改新の詔を宣し。始て諸國に驛馬傳馬を置き。驛鈴關契を作る。」大寶二年十二月。始て紀伊國賀陀の驛家を置く(續日本紀)。」和銅四年。始て諸國に左の郵亭驛(按するに。郵亭驛一本に都亭驛に作る)を置く。山背國相樂郡岡田驛。綴喜郡山本驛。河內國交野郡楠葉驛。攝津國島上郡大原驛。島下郡殖村驛。伊賀國阿閇郡新家驛是なり。」養老二年。廐牧令に。凡諸道須レ置レ驛者。每二三十里一置二一驛一。若地勢阻險及無二水草一處。隨レ便安置。不レ限二里數一。其乘具及蓑笠等各准二所レ置馬數一備レ之(謂。下條云。驛長替代之日。馬及鞍具欠闕。並徵二前人一。即知。乘具是官司備。蓑笠者驛子私備。其驛子替代之日。亦雜人自備)。」凡驛各置二長一人一。取二驛戶內家口富幹レ事者一爲レ之。一置以後。悉令二長仕一。若有二死老病及家貧不レ堪レ任者一立レ替。其替代之日。馬及鞍具欠闕。並徵二前人一。若緣レ邊之處被二蕃賊抄掠一。非二力制一者不レ用二此令一。」凡諸道置二驛馬一。大路(謂二山陽道一。其太宰以去。即爲二山路一也。)二十疋。中路(謂二東海。東山道一。其自外皆爲二小路一也。)十匹。小路五匹。使稀之處。國司量置不二必須レ足。皆取二筋骨强壯者一充。每レ馬各令二中中戶養飼一。若馬有二闕失一者。即以二驛稻一市替。其傳馬每レ郡各五。皆用二官馬一。若無者以二當處官物一市充。通二取家富兼丁者一付レ之令レ養。以供二迎送一。」凡水驛不レ配レ馬處。量二閑繁一驛別置二船四隻一。丁二隻以上隨レ船配レ丁。凡驛長准二陸路一置。」同三年七月。始て石城國に驛家十所を置く。」同七年八月。因幡國に驛四所を加置す(續日本紀)。」天平元年四月。山陽道諸國の驛家を造る。」天平寶字三年九月。始て出羽國雄勝平鹿二郡に。玉野。避翼。平戈。橫河。雄勝。助河の諸驛及陸奧國嶺基等の驛家を置く(續日本紀)」寶龜七年十月令す。美濃國菅田驛。飛驒國大野郡伴有驛。其間七十四里。加に山谷嶮深。往還極て難し。依て其中間新に下留驛を置く(日本紀略)。」延曆十九年九月。太政官符。諸國の驛家例して破壞多し。國郡怠慢にして之を修理せす。若し蕃客來朝せば便ち國威を損せむ。自今國司心を存して常に修理を加へ。損壞を致すとなかれ(交替式)。」延曆二十三年三月太宰府白す。大隅國桑原郡蒲生驛及薩摩國薩摩郡田尻驛の中間相距ると若干里。路次迴遠にして遞送便ならす。請ふ薩摩郡櫟野村に於て。新に蒲生驛を置き。以て民苦を息しめむ。乃之を許す(日本紀略)。」同年五月陸奧國白す。斯波城と膽澤郡と相距ると一百六十二里。山谷嶮岨にして道路艱難也。此間郵驛なくむは或は機急を闕む。請ふ小路に准して一驛を置む。乃之を許す。」六月。山城國山科驛を廢す(日本後紀)。同二十四年十月。下總國印旛郡鳥取驛。埴生郡山方驛。香取郡眞敷荒海等の數驛を廢す(日本逸史)。」大同元年五月勅す。備後。安藝。周防。長門國等の驛館は。もと蕃客に備へ。瓦葺粉壁にす。頃年百姓疲弊し修造堪へ難し。或は蕃客入朝する者。便に依て海路に從へ共。其破損せる者は農閑に修理せよ。但長門國の驛は近く海道に臨み。人の見る所たり。宜く特に勞を加へ前制に減すると勿るべし。其新造は定樣を待て之を造れ(日本後紀)。」大同三年二月。但馬國の三驛を廢す。」同年十月。能登國能登郡越蘇。穴水。鳳至郡三井。大市。待野。珠洲六驛を廢す(日本後紀)」弘仁二年四月。陸奧國海道十驛を廢して。更に常陸國に通する路次長有。高野二驛を置く(日本後紀)。」八月紀伊國萩原。名草。賀太の三驛を廢す(紀伊國續風土紀)。」同三年四月。更に紀伊國萩原驛を置く(日本後紀)。」同年九月。常陸國安侯。河內。石橋。助川。藻島。棚島六驛を廢し。更に小田。雄薩。田後三驛を置く(日本後紀)。」同四年九月令す。諸國驛家の破損は一に延曆十九年九月の格に依り。皆官物を勒し以て之を修理せしむ(日本後紀)。」承和六年二月。舊に仍て播磨國印南郡佐突の驛家を建つ。」同年十二月。駿河國駿河郡水藏の驛家を以て伊豆國田方郡に遷す(續日本紀)。」同十年十月更に遠江國濱名郡猪鼻の驛家を興す(續日本後紀)。」貞觀六年二月。駿河國白す。橫走。永倉。柏原の三驛及二傳を兼ね驛子四百人。傳子六十人を要す。然に近年疫旱荐に臻り。課長缺乏し。常に其數に滿る能はす。請ふ柏原驛を廢し。富士郡蒲原驛を以て富士河の東野に遷さむ。然は永倉兩驛の行程平等にして。民亦肩を息ふを得むと。乃之を允す。」大治三年三月。美濃國守平惟義。當國の道路に新驛を加へむとを乞ふ。乃之を許す。」同年六月。是より先諸道に令して新驛を立てしむ。是に至て尚未た其令を遵奉せさる者多し。乃ち更に諸國守護地頭に命して之を履行せしむ。」永正七年。是より先遠江國猪鼻驛屢海嘯の災あり。今闔驛擧て海灣となる。依て之に代るに三箇日(地名)を以てす(遠江風土記傳)。」慶長六年正月。德川家康彥坂元正等に命して東海道を巡視せしむ。此時品川鄉を以て驛傳に列し。驛馬三十六匹を置き。五千坪の地子を免す(新編武藏國風土記稿)。」同十一年。武州豐島郡寶田村及千代田村の驛家を以て郭外に移す(御傳馬方舊記)。同書寶田村にあるものを移して。大傳馬町。南傳馬町とし。千代田村にあるものを移

して小傳馬町とす云々。又江戸砂子に小傳馬町。昔は六本木と云ふ馬繼宿也。今尙其遺風ありて。旅籠屋。馬借屋等あり云々。又武江年表に。寛永九年梓行の江戸繪圖に。日比谷町より神明町に至る街道あり云々と云を以て考れは。先に千代田村及寶田村に於て驛傳あるものは盖此路次に係しなるへし)。」同十二年十一月。大久保長安。信州の土民國枝與左衞門に命して。大久手。御嵩間に於て新驛を造らしむ。與左衞門自資を捐て以て驛家七戸を建つ。其後竊に之を燒くものあり。依て之を訴ふ。乃官米百俵を賜て以て官設の間宿とす。今の細久手町是なり(岐阜縣舊記)。」同十五年。又美濃國土岐郡細久手鄕に令して山間の地を開墾し。新驛を立て。以て駄馬傳馬を出さしむ(岐阜縣太田村舊記)。」元和二年。始て箱根驛を置きて旅人の便益を謀る。依て公費を以て。小田原。三島兩驛の人家百戸に募て此地に移住せしめ。乃ち其移住料米三千俵を給し。東海道五十三驛(今按するに。水戸史館珍書考に。或問。日本の將軍の御在府の地より。京都迄道中五十三驛と定給ふと。據有や。信答。是大に據有と也。梁溪漫志十三卷二十四枚目に此事見ゆ。唐德宗の朝に金華縣と云府に。鎭守の將軍を指置る。故に宋の山谷か詩にも五十三驛是皇州とも作たり。此故事なとにて日本の將軍府より。王城の道次を五十三驛と定給成こと。猶林家の圓火記に出たりといへり。今參攷の爲め。姑くこゝに挿注す)の中に列す(箱根驛人民總代高瀨四郎右衞門願書)。」享保二十年。東海道本坂通の驛傳を廢す(驛肝錄)。」安永元年二月。内藤新宿の驛傳及立場を許すを以て。其冥加金百五十兩を納めしむ(五驛辨覽)。」同年四月令す。甲州道中内藤新宿を以て驛傳に列す。依て西行は江戸内藤新宿。東行は高井戸内藤新宿に於て人馬を傳次すへし(律令大秘錄)。」按るに。江戸砂子に。内藤宿もと内藤家やしき也。後町と成。元祿の頃江戸より高井土まて。四里餘の行程長くして。駄馬人足難儀に及ふのよし。土人共訴申により。新驛を立られ内藤新宿と唱ふ。しかるに享保のはしめ。故ありて新驛忽破壞せらる。又本書追補に。内藤新宿。甲州街道馬次。日本橋より二里。前板の如く。享保のはしめ退轉せしを。願て明和九壬辰年二月ふたゝひ御免ありて一宿再興す。高井戸へ二里の馬繼也といへり。以上往昔神功皇后以降。德川幕府に及ふ宿驛制度の概略を示すのみ。今江戸南傳馬町傳馬役所の行事を務めたる。塘田氏の談を聞くに。江戸の驛傳は大傳馬町と。南傳馬町にて。月の上旬下旬を以て。當番を定む。小傳馬町は大傳馬町の助鄕。赤坂傳馬町(表一二丁目の邊。新町一丁目の邊)。一ツ木町及四谷傳馬町は南傳馬町の助鄕なり。町の名主は世襲にて。傳馬役人を勤め。勘定役二人を常雇とし。町内の地主を行事とし。間口一間毎に二日づゝの勤務を課し。順番にて役所に詰る。以上の人數にて事務を取扱ふなり。其入費は一切地主の負擔にて。間口一間に付何程と云ふて賦課す。元治の頃毎月金二分程なりしが。慶應の末。毎月十兩の賦課に逢ひしこと。五六ヶ月ありて。助鄕にても負擔に堪へず。市中一般へ助成金を願ひし事あり。地主中不納の者ありて。地面を沒收し。公賣に付せしが。負擔の大なる爲め。其地を買ふ者なかりき。人足及び馬は受負人ありて。之に供給す。人足は役所に詰め居り。毎日午後二三時頃。柳營より御徒同心など仲間に持たせて。御用箱と稱する文庫を持參する時は之を御用と書きし葛籠に入れ。刻付にて品川。千住。板橋。新宿等へ送る(イウビンを見よ)。來狀及び來着荷物は。右等の驛より直接宛所へ送るゆゑ。傳馬方は關係なし。荷物は前日通知ありて。人馬を其の差立る邸へ送り。其處より四驛へ送るなり。地方の宿驛にては。私用の傳馬をも取扱ひたれど。傳馬町にては幕府の公用と。將軍。三家。三卿の私用の外の傳馬は取扱はず。故に收入はなし。云々。

【明治の驛制】明治元年四月。宿驛役所を京都に置き。諸道驛遞の事を掌らしむ。又京都宿驛役所諸道各驛に令す。今王政維新を以て。五街道及ひ支道各驛遞傳の人馬及ひ路次百般の公用は。自今皆本衙に於て之を司る。驛家助鄕宜しく相和合して其業に從事すへし。閏四月。官制を改定し會計官中に驛遞司を置き。知司事。判司事。權判司事の職を置く。萬里小路博房を以て。會計官知事となし。京都宿驛御役所を。改めて驛遞御役所と爲す。」同二年八月七日。東海道吉田驛を豊橋驛と改稱し。府中驛を靜岡驛と改稱す。」同九年正月十八日。東海道佐屋路道路換。更に尾州海西郡に福田。前ヶ須の兩驛を置く。」同年五月三日。甲州道中驛々の内合併改稱す。」同六年一月九日。橡木縣管内。下野國都賀郡大町新田驛を。羽川驛と改稱す。」同年六月十二日。筑摩縣管下信濃國諏訪驛の驛名を廢し。桑原村へ合併す。」同七年二月十九日北海道札幌と千歳との間に島松驛を置き。里程を定む。」同年四月二日。大分縣管下光永驛を廢し。戸次市驛を置く。」同年十一月十五日。鳥取縣管下因幡國岩井郡湯村宿を。岩井宿と改稱す。」同八年二月八日。宿驛廢合竝村落合併改稱等不得止事故あるの外は。以來廢合及ひ改稱等不相成儀と心得しむ。」同年七月十八日。北海道石狩と札幌との間に篠路驛を置き。里程を定む。」同年九月二十二日。北海道膽振國虻田郡の内虻田驛を廢す。」同年十月二十四日。北海道天鹽國留萠郡に鬼鹿驛を置き。里程を定む。」同十一年一月二十二日。開拓使管下。後志國美國郡美國驛を廢し。古平

シユク

驛より積丹驛へ直繼す。又日高國幌泉郡猿留村へ驛所を設け。猿留驛と唱へ里程を定む。」同月二十九日。開拓使管下後志國忍路郡忍路驛を同郡鹽谷村へ轉置。鹽谷驛と稱し里程を定む。」同年六月二十八日。釧路郡仙鳳趾へ驛所を設け。仙鳳趾驛と唱へ里程を定む。」同年十月十一日。札幌より根室への街道中。千歳驛より勇拂驛へ。人馬直繼し來る處。自今千歳驛より苫小牧驛を經て。勇拂驛へ繼立せしめ。其里程を示す。」同月二十九日。札幌より根室への街道中。廣尾。大津兩驛の間へ。新に驛所を設け。歴舟驛と稱し。十二月一日より人馬繼立を取扱はせ其里程を示す。」同年十二月十八日。北海道後志國小樽驛より同國余市驛迄道路改鑿。里程を定む。」同十二年三月一日。開拓使管下根室國厚別驛を廢し。釧路國に落石驛を置き。里程を定め。釧路街道。北見街道の人馬繼立處を改む。」同十四年八月三日。後志國古宇郡泊村へ驛所を置き里程を定む。」同年十月三十一日。根室國根室郡厚別村字遠太へ。驛所を置き里程を定む。」同年十一月十四日。渡島國龜田郡嶺下驛を廢し。更に同郡七飯驛を置き里程を定む。」同十七年十一月二十六日。驛傳營業取締準則を達す。」壹。驛傳營業取締の爲め。驛に據り該營業人(陸運受負人馬繼立及ひ旅人宿營業竝に陸運稼業人)を便宜分劃して其組合を爲さしむへし。但し驛に據る能はさるものは別に其組合を爲すを得へし。」貳。驛には組合營業人をして。驛傳取締所を設立せしむへし。但し驛に據らさる組合に於ては。驛外の地に設立せしむへし。」三。驛傳取締所は驛傳營業の取締をなし。又驛傳營業を兼ぬるを得へし。」四。驛傳營業人組合には驛傳取締人を置かしむ。」五。驛傳取締人は其組合及驛傳取締所の事務を掌理すへし。」六。驛傳取締人定員選擧方法及ひ事務條項は。管轄廳に於て。便宜之を定むへし。」七。各組合營業人には。規約書を設けしめ。認可の上農商務省に屆出つへし。」八。組合營業人規約書には。左の諸項を詳記せしむへし。」一。諸賃錢定額。一。驛傳取締所及組合費用竝に驛傳取締人手當等收支方法。一。驛傳取締所及組合事務條項。一。前諸項の外營業上必要の件。」九。驛傳營業人組合及ひ驛傳取締所の費用。竝に驛傳取締人の手當等は。組合營業人に負擔せしむるを得へし。」十。驛傳營業人にして組合外の地に到り營業するときは。其地組合規則に從はしむへし。」十一。驛傳營業人に非さる者には。賃錢若くは手數料を受け。驛傳業を爲さしむへからす。」十二。此準則に據て定むる驛傳營業取締事務條項の外。各種驛傳營業人取締細則を設くへし。」十三。此準則に基き警視總監。知事。縣令に於て取設けたる取締規則に違背したるものは。違警罪を以て罰するの外。營業を停止し又は禁止すへし。

今按するに。本邦古今驛制の概略斯の如し。尚はエキデム。イウビン。スケガウ。ブヤク。エキレイ。ダチン等を參看すへし。

シユクジツ　祝日附祭日の制定は。明治以後の事なり。初め明治元年六月十六日。嘉祥を祝され。嘉祥米を賜はりし事あり(制度改革に依て廢さる)。同元年八月二十六日の布告にて。同九月二十二日は。聖上御誕辰相當に付。每年此辰を以て天長節執行につき。庶民嘉節を祝すへしとあり。明治五年十一月十五日布告に第一月二十九日神武天皇御即位相當に付。祝日と定め。例年御祭典執行すとあり。同五年十一月。太陽曆頒行ありて。祝日祭日は精細推步の上。確定すべき旨。布告ありて。同六年一月四日。今般改曆に付。人日。上巳。端午。七夕。重陽の五節を廢し。神武天皇即位日。天長節の兩日を以て自今祝日と定むと布告され。同年三月七日。御即位日を紀元節と稱する旨布告され。同年七月二日の布告に。太陽曆に掲載の祭日祝日。月日推步成て。同月二十四日より改定の旨。布告されたり。【曆の祭日】曆に祭日を記すは。慶應三年十二月に。國學者矢野玄道が建言せし獻芹詹語中に。氏の意見あり。これに基くものなりといふ。曆法は。神代に昉り候て。日本紀に御記有レ之候曆日は。皇國固有の物なる由。平篤胤の天朝無窮曆に說明候て。列聖の民人に。時を授けさせ給ひし一大肝要の御物にて。謂る正朔を受。不レ受と申も。此に本き候事と奉レ存候。然るを。皇道凌遲に及候ては。頒曆も無ニ御座。唯神廷の御師より。諸國へは土產に持參候て。遠國邊は。季月氣節を漸辨明仕候は。甚有まじき事に御座候。何卒古制の如く。中務省より諸國へも御頒布有レ之度候。又西土の時憲曆と申には。其時王の忌日をも載申候。禮失て是を野に求むと申す如く。皇朝にも。太祖。太宗及御諱末諡を闕き候。諸聖の御國忌。竝に聖上の降誕日をは御載有レ之度候。尤聖誕日は。光仁天皇御代には萬壽節と御立被レ遊候御例も有レ之候故。上代に。正月朔日。初七。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月新嘗日は。節日として。物を天下人民に普く賜ひし事も御座候由に候へば。聖誕日も節日に擬して。時として酺飲。或は物を賜候等の御擧御座候者。皇澤を御布護被遊候一端とも相成可申哉。恒祀事略と申物に先年相記置候事に御座候。」云々とあり。【國旗】祝日祭日に士民一同。日章旗掲揚の事は。明治五年。太陽曆改定と共に。祝祭日に定められしに付。同年十一月東京府伺ひに對し許可の指令あり。翌年諸縣よりも同伺あり。之を許され。之より公私の祝儀にも之を用ふるの慣例となれり。

シユゲムシヤ　修驗者。又山伏と云ふ。護摩を焚き又は呪文を唱へて祈

禱を爲し。禍を禳ふ。眞言宗の山伏は三寶院宮に屬し僧形をなし。天台宗の山伏は聖護院宮に屬して有髮なり。共に優婆塞なり。山伏は役行者を祖とす(役行者小角と號す。文武帝の時の人)。其道を修驗道と號す。山居して。難行苦行するを以て業とす。堀川百首。永縁歌に「山ふしの苔の衣のうすければ。冬になりぬる今日ぞかなしき」。抄に。山臥は。出家の總名也と有。これを以て見れば。山居の僧を山臥と云にや。今は一種の術者の名となる。むかし役行者大峯。葛城を經歷し。修練苦行す。被レ葛餌レ松。沐二清水之泉一。濯二欲界之垢一。修二行孔雀之咒法一。證二得奇異之驗術一。其術を義覺に傳ふ。其後大峯。葛城を經歷する人なかりしを。聖寶僧正(醍醐天皇の時の人)に至て。大峯。葛城に苦修する事を再興す。三寶院始祖勝覺權僧正其流を傳ふ。之を當山とす。白河院熊野御參詣の時。聖護院の開山增譽大僧正。大峯葛城難行苦行類少き人也ければ。先達となさる。其賞として三山撿校となる。之を本山と號す。山臥に本山。當山の派あるは是也。又此外に出羽の齒黑。豐前の彥山の流義あり(和事始)。山伏。蓋出二於眞言家一。乃在レ家奉レ佛者。其祖役小角。大和葛城。茆原人。或稱二役行者一(釋氏要覽曰。經中多呼二修行人一爲二行者一)。又稱二役優婆塞一(翻譯名義集曰。優婆塞。肇曰。義名信士男。淨名疏云。此云二清淨士一。亦云二善宿男一。雖レ在二居家一持二五戒一。男女不二同宿一。故云二善宿一)。壯入二葛城山一。居二巖穴一三十年。結レ蘿爲レ衣。拾レ菓爲レ食。能持二禁咒一。役二使鬼神一。凡天下名山大嶽。足跡殆遍。外從五位下韓國連廣足嘗師二事之一。後害二其能一。誣二奏之朝一。遣レ吏收レ之。小角騰レ空而去。乃繫二其母一。小角不レ得レ已就レ囚。配二伊豆島一(續日本紀文武天皇三年五月)。居レ之三歲放還。後奉レ母入レ海云(見二元亨釋書。及扶桑隱逸傳一)。今諸山多祠レ之。而金峰山香火最熾。奉二其教一者曰二山伏一。或曰二修驗一。冠二寸許小冠於額上一。俗謂二之斗巾一。被髮跨二戒刀一。振レ鐸鳴レ螺。每春秋入二金峰山一修法。持戒太嚴。其法本二於眞言一。而其說猶二道家一也。小說所レ謂解魔法師之類耳。其官全同二僧家一。皆隸二聖護三寶二府一。又有下一等在二市肆一。臨路設レ店。挾二巫覡卜筮風鑑相形析字之術一。以二禳災解魔一賺二錢財一者上。都會之地最居多。實是所レ不レ免二先王之刑一。僧尼令曰。凡僧尼上觀二玄象一。妄說二災祥一。詐稱レ得二聖道一。妖二惑百姓一。習二讀兵書一。殺レ人奸盜。各依レ法抵レ罪。凡僧尼。卜相吉凶。及小道巫術療レ病者。還レ俗。其依二佛法一。持レ咒救レ疾。不レ在二禁限一。(藝苑日涉)」按するに。山臥と云ふは。野山に臥して。苦行する僧の事なり。源氏物語などにいへる。やまぶし皆是なり。しかるに。後世修驗家一流の稱となりしもの也。さて修驗道は。連綿と行はれしが。明治五年九月十五日に。修驗宗を廢し。其徒を天台。眞言二宗に復歸せしめ。其還俗を願ふ者は。之を聽一との旨を達せらる。

シユゴ 守護附地頭。守護とは。地方の武官也。源頼朝の職制にして。警備の爲め諸國の國司に隷するものを守護といひ。又其莊園に隷するものを地頭といふ。是皆當時頼朝臣下を以て之に充てたるものなり。而して足利氏の時に至りては。諸國の守護漸く横恣なるを以て。又更に守護奉行を置き以て之を制御せしむといふ。爾後國司。莊司皆權勢を失ひ。守護。地頭世襲して遂に領主の如くなるに至れり。應仁以後羣雄割據の世となりては。守護等の職亦廢せりと云ふ。但守護。地頭竝に同時の職制なれば今姑く地頭をもこゝに合叙す。【守護。地頭の職制】左の如し。貞永式目云。一諸國守護人奉行事(抄云。諸國とは國々の事也。守護人とは其國々のまつりごとをよくさせしめ。よく治めん爲に。けいごの人をおかるゝ。是をしゆごにんといふ也。奉行とは其ものゝうけたまわり行ふ事を云。此條は國々の守護人たるものゝ。ふれ聞すべき事と又すましき事を云也)。右右大將家御時所レ被二定置一者。大番催促。謀叛。殺害人(付夜討。强盜。山賊。海賊)等事也。(抄云。大番とは國國の武士番がはりに在京して。都のけいごを申事を云也。扨てこゝのこゝろは頼朝卿の時。諸國のしゆごにんの沙汰すべき事を定おかるゝ。大番の無沙汰するをさいそくし。むほん人をとらへ。人をころし。夜討强盜山だち海賊などするものわらは。つみにおこなひて國のしづかなるやうに可定と。頼朝卿の定なり。守護人は此分を沙汰して別のさまたげをなすべからず)。而至二近年一。分二補代官於郡鄕一。宛二課公事於庄保一。非二國司一而妨二國務一。非二地頭一而貪二地利一。所行之企甚以無道也(抄云。代官とは下司也。分補とは。我心に任てわかち置を云。庄保とは一村一在所と云こゝろなり。國務とは。こくしのしろ所の年々の事なり。地利とは地頭得分有を云。扨爰の心は。守護人の沙汰する事はまへのごとくさだまりたるを。近年は守護人無道に成て下司を一郡々に置。又鄕々にもおきて公事役をそとしたる里村まで。あげかくろなり。又國司の納所の年貢をさまたけ。地頭の得分たる所をむさぼりとるしわざ。甚以道もなき事なり。斯樣の事。守護としてなすべからずとなり)。抑雖レ爲二重代御家人一。無二當時所帶一者不レ能二驅催一。(抄云。重代の御家人とは。久しく家にふだいしたるものを云儀也。當時の無所帶とは今は知行なしと云儀也。いふこゝろはふだいの臣下たりといふとも。今の知行なきものをば。大ばんのもよほしをくはふべからすとなり。これもしゆごにんのこゝろへらるゝためなり)。兼又所々下司庄官以下。假二其名於御家人一。對二捍國司領家下知一云々。如レ然之輩可レ勸二守護所役一之由。縦

シユコ

雖レ望二申一切不レ可レ加レ催（抄云。下司庄官とは。其所の下司。庄屋。まんどころ抔云ものゝたくひ也。領家とは本所の事也。對捍とはてきたいをなす儀なり。扨こゝの心は。所々下司。庄屋。政所などの樣なるもの。其名を將軍の御家人にまぎらかし。國司又は本所の申事を用ひざる者あり。左樣のものは。たとひ大番役をつとむべきよしのぞみ申とも。一切に許容不可有之となり）。早任二大將家御時例一。大番役竝謀叛殺害之外。可レ令レ停二止守護之沙汰一。若背二此式目一相二交自餘事一者。或依二國司領家之訴訟一。或就二地頭土民之愁鬱一。非法之至爲二顯然一時。被レ改二所帶之職一。可レ補二穩便之輩一也。又至二代官一可レ定二一人一也（抄云。扨爰の心は。守護たる者もし此式目のさためをそむき。別のすまじき事をましへするならは。或ひは國司。領家の訴訟あるべし。又地頭。百姓のうれへも有べし。これらのうつたへによりて。守護のしわざ無理なる事たしかにあらはれは。其しる所の諸役をとりあげ。別の人を守護になさるへきとなり。守護の下の代官おほければ。村里に入おき。あしき事をなす間。代官をばひとりにさだめらるべきとなり。此代官と云は守護代の事なり）。同守護人不レ申二事由一。沒二收罪科跡一事。右重犯之輩出來時者。須下申二子細一隨中左右上之處。不レ決二實否一不レ糺二輕重一。恣稱二罪科之跡一私令二沒收一之條。理不盡之沙汰。甚自由之奸謀也。早注二進其旨一。宜レ令レ蒙二裁斷一。猶以違犯者可レ被レ處二罪科一（抄云。扨爰の心は。おもきとがをおかすものあらん時は。其仔細をくわしくかみへ申上。かみの御左右に隨へきを。上へも申さす。又とがの眞か僞かをも糺さす。罪の重か輕かをもたゞさす。ほしいまゝに罪科をおかすものゝ跡と申て。わたくしに闕所する事。りふじんの仕樣也。甚自由のはからひなり。重き罪をおかす者あらは。守護としてはやく其事の由を上へ注進申。罪のおこなひやうをも。かみの儀を蒙るへしとなり。猶此儀をそむき私に沙汰いたすものをば。可行罪となり）。次犯科人田畠在家。竝妻子資財事。於二重科之輩一者。雖レ召二渡守護所一。至二田宅妻子雜具一者不レ及二付渡一。兼又同類事縱雖レ載二白狀一。無二財物一者更非二沙汰之限一（抄云。其科人白狀して。同類をさし申時。其さし申同類をきうめいする時。其とりたる雜物なくは沙汰すへきやうなしと也。雜物あらはさたすへきかぎりあり。雜物なきはさたすへき限なし。そのよろしきに隨てすへしと也）。諸國地頭令レ抑二留年貢所當一事（抄云。所當とは。其田に付いかほど出す分を云。諸國の地頭どもが本所の年貢所當を。おさへとゞむる事なり）。右抑二留年貢一之由有二本所之訴訟一者。即遂二結解一可レ請二勘定一。犯用之條若無レ所レ遁者。任二員數一可レ辨二償之一（抄云。結解とは算用する事也。勘定とは未進過上をかんがへ定むる事也。犯用とはおかし取と云儀也。扨爰の心は。地頭として本所の年貢を押さゞむるよし。本所よりそせうあらは。本所の代官と。地頭と算用をすへきなり。算用きはまらは勘定を請へし。地頭それを取つかふ事まがふところなくんは。其取つかふたる程わきまへかへすへしと也）。但於レ爲二少分一者早速可レ致二沙汰一。至二過分一者三箇年中可二辨濟一也。猶背二此旨一令二難澁一者。可レ被レ改二所職一也（抄云。少の事ならは。早くすみやかに返すへしとなり。過分とは。我ふんさいにも過て。何共すへき樣なきを云。家財までをも入て辨返すに。猶すぐるをば。三年が内にわきまへすまし可申也。今もすますたよりはあれ共。をほき事なればとて。三年が内になすべしと。さだめて云にはあらす。辨濟とは。わきまへすますと云儀也。なんじうとはしぶりなさゝるを云。地頭が猶此儀を背き。しぶりすさすんは。地頭を可被取上と也）。」また和訓栞に。しゆご。頼朝以來毎國に守護を置り。別に國司あり。國司は朝家よりし。守護は鎌倉よりす。相竝んで郡鄕庄園に地頭を置て。段別に五升の兵粮米を課せり。」といふ。又農政座右云。守護。文治元年。源頼朝諸國の國衙莊園に守護。地頭を置れしも。東鑑に見えたり。これは官人の國衙庄園を守護する爲に。兵を置くと云るか如し。後に其威漸く強く。京官は無きか如く。守護自ら國司の如く成りしと見えたり。貞永式目にも。諸國の守護人を責めて。非二國司一而妨二國務一。非二地頭一而貪二地利一。甚以無道也と云へり。太平記の時には。自然の勢に從て一變し。朝廷より命せられしこともありと見えたり。【半守護】貞丈雜記に曰く。齋藤親基日記に。細川阿波入道和泉半守護。赤松次郎法師于時加賀半國守護と見えたり。半國の支配をする人を云ふなりとあり。【地頭】は頼朝以前にも。庄園には地頭の名もありしを。頼朝取用て。諸國に置しなるへし。東鑑に不レ論二權門勢家庄公一。段別に兵粮米五升を課すよし見えたり。續古事談に。地頭と云名心得さりしに。唐書の中に。謀反の者を討んとて。兵粮米をあつむる。地頭錢と云ふあり。この義にかなへりと云り。思ふに。一段ごとに其地の頭を收めて。軍役米を收納せしなるへし。拾芥抄に。三十六歩爲二一段頭一とあるなり。後には是も勢ありて。自ら官職の如くなりしにより。院廳の下文にて。行家を四國の地頭に補し。義經を九州の地頭に補せらると云ふにも至りしなり。故に終には領主の如くなり貴ふことにて。異國迄も此事を傳へ。郡守曰二地都一と。兩朝平壤錄に云へり。地都即ち地頭也。」また武家職官考に。守護奉行以二引付衆一充レ之。總二掌諸國守護人之事一。鎌倉氏不レ置二此職一。蓋當時各國守護略世二其職一。且貞永以後。武家法度嚴整。無レ有二犯レ法者一。故

守護人遷除之事亦少。室町氏承二大亂之後一諸國向背無レ常。守護横虐犯レ法者尤多。故置二此職一以沙二汰之一。凡守護遷除貶黜皆爲二其所掌一。鹿苑公之後不レ聞レ有二此職一。蓋南北講和爭亂漸定。守護之職一定若三鎌倉氏之初一。故不三必置二此職一。至二應仁以後一天下大亂。不三復可二統制一。是以此職遂廢(貞永式目。東鑑。有二諸國守護人奉行事。守護奉行事等之目一。是皆稱二守護人之職一者。非レ有二此職一也。)といへり。以上守護。地頭の事物に見えたる概略を錄す。宜しく國司の條と併見すへし。

ジユゴウ　准后とは。女官の皇子。皇女を生みまゐらせたるなとに。時として賜はる稱號。皇后に准する意なり。誤て准三宮の略稱とす　准三宮とは攝政。關白なとに。時として授けらるゝ重き稱號と言海にいへり。然らは准后と准三后とは事から別なり(ギドウサムヅ參看)。有職問答にも。准后事。俗體法體女房にも有之。但し淸華には希也。北畠に任し候事候由被仰出候。其分候哉。右の答に。親房卿於二南朝一宣下也。當朝には不レ可レ用也とあり。又准三后の條に。准三宮事。此號法中に可レ限候。大略御門跡或は攝家。淸華の高位の御方々被レ稱候哉。又將軍家治世の間にも被レ任候哉。右の答に。法中等被レ蒙二此宣旨一候。淸華其例希に候。慥に不レ得二所存一候。鹿苑院每事の樣。攝家昇進候間。始て令レ蒙二此宣旨一給候とありて。准后と准三宮とを別條に揭けたれは。もとより三宮に准すると。皇后に准するとの差別あるにや。然るに古くより。准三宮。准后は同し事になせりと見ゆ。太平記(卷三十。正平六年南朝與二義詮一伴御和睦の條)云。北畠入道源大納言は。准后の宣旨を蒙りて。華著(ハナツケ)(金勝院本有二鈴著字一)たる大童子を召具し。輦に駕して宮中を出入す。其裝天下の耳目を驚かせり。此人は故奧州國司顯家卿父。今皇后の嚴君にておはすれは。武功と云。華族と云。申に及はぬ所なれとも。竹園攝家の外にいまた准后の宣旨を下されたる例なく。平相國淸盛入道出家の後。准后の宣旨を蒙りたりしは。皇后の父たるのみに非す。安德天皇の外祖たり。又忠盛か子とは名附なから。正しく白河院の御子なりしかは。華族も榮達も。今の例には引かたし云々。」といへり。右親房卿のは准后とのみあれは。皇后に准する准后のやうに聞ゆれとも。平淸盛の例を引きしを見れは疑はし。源平盛衰記(卷十二安德天皇御卽位の事)に。春宮位に卽せ給けれは。外祖父外祖母とて太政入道夫婦共に三后に准る宣旨を蒙りて。年官年爵を賜て。上日の者をも被二召仕一ければ云々。出家の人の准三后の宣旨を蒙る事は。法興院の大入道殿の御例とそ承る。大入道殿とは九條右丞相師輔の第三男。東三條太政大臣兼家の御事也。」と見えたり。然れは。淸盛のは准三后にて准后にあらず。且日本史親房傳にも。勅准二三宮一。聽二輦入一宮とあれば。准后。准三宮は同し事とせられたるなり。尙諸書いふ所を下に擧く。秉燭談云。准三宮又は准三后と云。略して准后とも云。太皇太后。皇太后。皇后の三宮に准するかいふなり。或鈔を檢するに。その始りは淸和帝貞觀十三年。忠仁公良房始めて准三宮宣下ありて。年官年爵封戶等を給る。官爵封戶を給せんか爲なり。春除目に諸國掾一人。目一人。秋除目に內官を給る。叙位に叙爵を一人給る。誰にても申し任するなり。又法中准后は光明峯寺の關白道家公の息。御室法助。御母儀政所准后にてわたり給ふを讓り申たるよりこのかた例となると云々。又系譜を考るに。御母儀は准三后從一位綸子。太政大臣公經公の女なり。因てこれを法助に讓たまふとみえたり。故に法助を關白准后と申すなり。」また和訓栞云。じゆごう准后とかけり。准三后の略也。祿法を三宮に准せるをいふ也。よて文に准三宮と書り。康富記に載たる官符を見るべし。男女に通し呼べり。僧の准后も亦同し。」又貞丈雜記云。准后と云も准三宮と云も同し事也。三宮に准ずると申せども位を准する事にてはなし。三宮の取給ふ祿に准せらるゝ也。三宮の取給ふ程の祿を給はる事也。」右いふ所は皆准后。准三后おなしおもむき也。姑らく書して後考を俟つ。

ジユシヤ　儒者は。孔子の教を奉ずる學者なり。德川家康の時。林信勝(號道春)を擧て漢籍を講ぜしめ。典故を顧問せしに創る。信勝四朝に歷事し寵任甚だ厚く。府朝の文書其手を經ざるものなし。寬文三年十二月。其子春勝(號春齋)に弘文院學士の號を與へて。文學を奬勵せしめ。又た國史編輯の擧ありき。元祿三年六月より其子信篤(號春常)をして。四書を營中に講ぜしめ。出仕の有司に聽聞せしむ。以て例となる。戰國以來文學の道は僧侶の手に落ちたるにより。儒士皆剃髮の形を風とせしを。元祿四年正月。信篤に命じ束帶せしめ。從五位下に叙し。大學頭に任ず。爾後世襲此官に拜す。是より先き信勝の代より學舍ありしと雖も。其設け家庭の內にありき。元祿五年幕府の命により。神田臺に黌舍を移し。聖堂を建築し。釋奠を創む。爾後林氏學政を統理するを世職として。三千五百石を家祿とし。大樹の侍讀たるときは小姓組番頭の格を以て待遇せり。自餘儒者に命せられ。每月三次(十日に一次)を以て營中に講說し。詰合の衆聽聞す。是れを月並講釋と云ふ。常は學問所に臨み教授を任とせる者五六員あり。二百俵高にして。在職手當十五人口を給す。何れも學業に優れたるを拔擢す。又教授方出役あり。助教授の任なり。後に十二三員あり。林氏以下の儒者は。若年寄の所管にして。出役は林氏これを管

す(天保嘉永武鑑)。【學問所勤番】は。昌平學問所の事務を掌る。寛永十年二月。始て置く。五十俵高三人口を給す。寛永十二年三月。組頭二員を置く。後三員となる。百五十俵高にして七人口を給す。又下番あり。共に林氏の所管たり(寛政嘉永武鑑)。【奥儒者】は内府の講書を掌る。其始め詳かならず。二員あり二百俵高にして。職祿二百俵を給す。明暦以來。林氏世々之を擁せり(嚴有院實記)。【學問所奉行】は。麴町善國寺谷の學問所を管理す。此學問所は天保十三年六月始て建設し。教授及び世話心得頭取あり。此に至て奉行を置く。慶應三年六月教授方頭取。教授方。教授方竝等を定め林氏之を管せり(吏徵)と。以上官職制度沿革史に見ゆ。又和事始に。古は脊論五經の類。皆漢唐の注疏を用ゆ。吉野先主の時。獨清軒健叟(玄惠法師が事也)始めて程朱の義を唱ふ(兼良公の尺素往來に記せり)。是程朱の學。日本に傳るはじめなり。

シユス 繻子は。和漢三才圖會云。按八絲緞地厚滑艶美無二比レ之者一。來二於廣東一者最佳。阿蘭陀亦美也。福建次レ之。倭所レ織者地稍硬也。有二白黑緋茶色及柳條飛紋之數品一。」工藝志料云。天正年間。京師の職工。支那の法に倣て繻子を織る。日本に於て繻子を織ること此に始まる。天保年間。桐生の職工始めて繻子を製す。繻子はふろくより帶地として用ゐられしが。維新後婦人帶地又は半襟地として黑繻子の流行ます〳〵行はれ。京都の新織繻子。桐生の黑繻子竝び行はれ。獨逸製の南京繻子の輸入を減少せしが。明治二十年には京都織物會社にて。機械織都繻子を創め。同年桐生の日本織物會社にては織姫繻子を織出し。黑地繻子の販路は益々開けたり。

ジユズ 數珠。又は珠數とも書せり。又念珠とも云ふ。和漢三才圖會に數珠功德經。佛告二曼珠室利法王子一曰。數珠之體種々不同(文繁故略レ之)。或搯或手持得レ福無量也。菩提子爲レ上(水精蓮子木槵眞珠珊瑚等皆各其次也)。當レ須レ滿二百八一。或五十四或二十七或十四也。」木槵子經。佛告二波瑠璃王一曰。木槵子貫百八箇。常自隨レ身。一心稱二南無佛陀南無達磨南無僧伽名一。乃過二一千一。如レ是漸次乃至二千萬一。若滿二百萬遍一。當下除二百八結業一獲中常樂果上。云々。」按數珠修業令レ不二懈怠一之具。釋氏必用之物如二縉紳之笏武士之刀一。今以二水精琥珀一爲レ上。或有下以二硝子一僞二水精一者上。菩提子。桑槐黑柹。紫檀梅木等皆性不レ脆者爲レ佳。凡母珠名二達磨一。達磨者法之梵語也。又有二四天王之珠一。大小長短有二宗派異一。【環數珠】其數三十六(百八除レ三)。如下俗云二環達一形上。而淨土宗用レ之。以便二數萬遍修業一。參州大樹寺登譽上人始作レ之。永祿三年。獻二之東照神君一。而以來彼宗派常用レ之。凡猿見二數珠一則甚忌レ之。如有レ人投二數珠於猿一。則怒欲レ攫二其人一。蓋不レ知二其據一と云り。又續和漢名數大全に。念珠數。古今原始曰。漢章帝時胡僧作二念珠一。注。胡僧西域人。時作二念珠一。以象二一年十二月。二十四氣。七十二候之義一。共一百單八。鐘聲復百八(百八之義與二念珠一同。出二手居家必用一。又釋氏要覽說異)。」【數珠多少】鹽尻に云。瑜伽念珠經云。念珠分別有二四種一。上品。最。及中。下。一千八十以爲レ上。百八珠爲二最勝一。五十四珠以爲レ中。二十七珠爲レ下。云々。其他四十二顆及二十二顆。念珠陀羅尼經出二十四顆數珠一。功德經說也。今世用二卅六珠念珠一。是所レ出不レ考。謂一百顆分成二三分一乎。今俗言。百萬遍數珠上品之念珠也。」【いらたか數珠】。【平形念珠】。【二連數珠】世事百談に云。謠曲の詞などに。いらたかの數珠。おしもみてといふことあり。このいらたかといふは。あらたかの轉訛にて。[illegible](アラタカ)は。念珠の梵名なり。あかの水など云例なりとしるべし。また四宗要文の淨土宗の條に。大勢至經を引て云。以二平形念珠一者。是外道弟子也。非二我弟子一。我遺弟必可レ用二圓形念珠一とあれど。今はなべてみな平形のみなり。たま〳〵異邦より舶來のものは。多く圓形なり。おもふに。わが邦の念珠を造るものゝ。平形がつくるにたよりよければにやあらん。また今淨土宗にて二連の念珠をもてることのよしは。淨土宗諸廻向寶鑑に。淨家二連數珠濫觴(出御傳四卷)。上人常成二給仕一。有下謂二阿波介一念佛者上。仕二出二連數珠一始二此阿波介一。彼阿波介。持二百八數珠二連一。其所以尋レ人。弟子無レ隙。爲二上下一盡二易其緒一。一連稱二念佛一。一連取レ數。所レ積數取二弟子一。易レ緒被レ盡云々と。あるによりて。圓光大師御傳を按するに。阿波介といふ陰陽師。上人に給仕して。念佛するありけり。かの阿波介。百八の念珠を二連もちて。念佛しけるに。その故を人たつねければ。弟子ひまなく上下すれば。その緒つかれやすし。一連にては念佛をまうし。一連にては數をとりて。つもる所の數を弟子にとれば。緒やすまりてつかれさるなりと。まうしければと見えたり。かゝればこの御傳をもて。今の二連數珠の始とするは非なり。阿波介の念珠二連をもてるにて。據にはなりかたし。和漢三才圖會には。大樹寺の上人造れるよしいへるも謬なり。忍徵和尚行業記に。師生平唱號之數珠。五十四珠。而別穿二菱形二十珠一。釣鎖相連。搯レ之記レ數。蓋釣鎖二穿以二一過一爲二千聲一也。且菱形之新製。護二其珠之放過一也。天下淨業之徒。尤爲レ便二稱號一。取以爲レ則。靡レ弗レ傚レ之とあるをもて。正しき證とすべし。こは忍徵の四十六歲の時に當りて。貞享三年の事なり。されば淨家の二連數珠は。いとちかくいできたるものなり。

シユセム　酒戰といふ事。時々あり。慶安四年大塚の地黃坊樽次。池上の大蛇丸底深などゝ假名せし大酒の輩。黨を結びて酒を呑し事あり。其顚末を記したる水鳥記といへる册子あり（此書寬文二年印行せり。池上氏所藏蜂龍の盃は近世奇跡考に見えたり。又川崎稻荷新田底廣か子孫石渡孫左衞門か藏せる七合入の盃あり。中に猩々舞の蒔繪あり）。江戶名所圖會にもありて人の知る所なり。【後水鳥記】文化十二のとし乙亥霜月二十一日。江戶の北郊千住の邊り。中六といへるものゝ隱家にて酒合戰の事あり。門にひとつの牌をかけて不許惡客（下戶理窟）入菴門としるせり。雨山先生の書なり。玄關ともいふべき所に。袴きたるもの五人。來れるものをのの〳〵の酒量をとひ。切手をわたして休所にいらしめ。案內して酒戰の席につかしむ。白木の臺に大盃をのせて出す。そのさかづきは。

江島盃（五合入）　鎌倉盃（七合入）
宮島盃（一升入）　萬壽無疆盃（一升五合入）
綠毛龜盃（二升五合入）　丹頂鶴盃（三升入）

をの〳〵その盃蒔繪なるべし。
干肴は臺にからすみ。花鹽。さゞれ梅等なり。又一つの臺に蟹と鶉の燒鳥をもれり。羹は鯉のきりめ正しきに。はた子をそへたり。これをみる賓客の席は。紅氈をしき靑竹をもて界をむすべり。いはゆる居龍公文晁。鵬齋の二先生。その外名家の諸君子なり。うたひめ四人酌とりて酒を行ふ。玄慶といへる翁はよはひ六十二なりとかや。酒三升五合あまりをのみほして座よりまかり。通新町の秋葉の堂に。ひとひ一睡して家にかへれり。大長ときこえしは。四升あまりを盡して近きわたりに醉ふしけるが。次の朝辰の時ばかりに起て。又ひとり一升五合をかたふけて。酲をときつ。きのふの人々に一禮して家に歸りしとなむ。掃部宿にすめる農夫市兵衞は一升五合もれる萬壽無疆の盃を三つばかりかされてのみしが。燒る蕃椒みつのみたりき。つとめて叔母なるもの。案じわづらひてたづねゆきしに。人より贈れる牡丹餅といふものを圍爐裏にうちくべてめしけるもをかし。これも同じ邊に米ひさぐ松勘といへるは。江島の盃より飮はじめて。鎌倉。宮島の盃をつくし。萬壽無疆の盃にいたりしが。いさゝかも醉しれたるけしきなし。此日大長と酒量を戰しめて。けふの角力の最手占手をあらそひしかば。明年葉月の再會まであづかりなだめ置けるとかや。その證人は一賀。新甫。鯉隱居の三人なり。小山といへる驛路の佐兵衞と聞えしは。二升五合入といふ綠毛龜の盃にて三たびかたふけしとぞ。北のさと中の町にすめる大熊老人といへるは。盃の數つもりて後。つゐに萬壽の盃をかたふけ。その夜は小塚原といふ所にて傀儡をめして遊しときく。淺草みくら町の正太といひしは。此會に赴んとて。森田屋何がしのもとにて一升五合をくみ。雷神門まで來しが。其妻おひ來て袖ひきてとゞめしを。いなとてすまひければ。その邊の者の俠客の長とよばるゝもの來り。なだめて夫婦の者をかへせしが。あくる日正太千壽に來りて。きのふの殘り多きよしを語り。三升をますのみせしとなむ。石市と聞えしは萬壽盃をのみほして。醉心地に大盡舞のうたうたひしも。いさましかりき。大門長次と名たゝるをのこは酒一升酢一升。醬油一升水一升とを。三味せんのひゞきにあはせ。をの〳〵かたふけつくせしも興あり。かの肝を膾にせしといひしごとく。これは腹を三盃漬とかやいふものにせしにやといふべし。ばくらう町の茂三は綠毛龜を傾け。千住にすめる鮒與といへるも。同じ盃をかたむけ。終日客をもてなして。小盃の數かぎりなし。天五といへるものは五人とゝもに酒飮て。のみがたきは皆たふれふしたるに。をのれひとり恙なし。うたひ女おいく。お文はひねもす酌とりて。江島。鎌倉の盃にて酒のみけり。其外女方には天滿屋のみよ萬壽の盃をくみ。醉人をたすけ得て。みづから醉る色なし。菊屋のおすみは綠毛龜にてのみ。おつたといひしはかまくらの盃にて飮み。近きわたりに。醉ふしけるとなん。此外さけを飮といへども。その量一升にみたざるは省きていはず。文晁。鵬齋の二先生はともに江島。鎌倉の盃をかたふけ。小盃のめぐれる數をしらず。歸るさに會主より竹輿をもて送らんといひいでしが。今日の賀筵に此わたりの驛夫ども樽の鏡をうちぬき瓢をもてくみしかば。驛夫のわづらひあらん事をおそれしに。はたしてみな醉臥て輿かく者なし。この日調味の事をつかさどれる太助といへるは。朝より酒のみて終に丹頂の鶴の盃を傾しとなん。一筵の酒たけなはにして。盃盤已に狼藉たり。時に門の外面に案內して來るものあり。たそと問へば。會津の旅人河田何がし。此會の事を聞て旅の宿の主をともなひ推參せしといふ。乃はち席に臨て江島。鎌倉より初て。宮島。萬壽をつくし。綠毛龜まで五杯を飮ほし。猶丹頂の盃のいたらざるをなげく。ありあふ一座の人々肝をけして。之をとゞむ。かの人のいふ。去がたき所用のありて明日は出たゝんとすれば。力およばず。あはれあすの用なくば今一獻つくさんものをと一禮してかへりぬ。この日文臺にのぞみて酒量をしるせしものは。二世平秩東作なりしと。むかし慶安二のとし。大師河原池上太郎左衞門底深がもとに。大塚にすめる地黃坊樽次といへるもの。むれとの上戶をひきぐし。おしよせて酒の合戰

せし時。犬居目禮古佛の座といふ者水鳥記に見えたり。ことし飄隱居のぬしに到りて。ふたゝびこの戰をもやふずと告るまゝに。犬居目禮古佛座。禮失求諸千壽野といふ事を書贈りしかば。その日の懸物にはせしと聞えし。かゝる長鯨の百川をすふごとき。ばかりなき酒のともがら。終日しづかにして亂に及ばす。また禮儀をうしなはざりしは。上代にもありがたく。末代にも又まれなるべし。これ會主中六といへるもの、六十の壽賀をいはひて。かゝる希代の戲をなせしになん。かの延喜の御時亭子院にみき賜りし記を見るに。其選に應ずる者わづかに八人。滿座酩酊して起居靜ならず。あるは門外に偃臥し。あるは殿上にゑもいはぬものつきちらし。わづかに亂れざるものは藤原の伊衡一人にして。駿馬を賜りて賞せられしとなん。かれは朝廷の美事にして。これは草野の奇談なり。今や墨田河の流つきせず。筑波山の茂きみかげをあふぐむさしのゝひろき御めぐみは。延喜のひじりの御代にもたちまさりぬべきこと。此一卷を見てしるべきかも。六十七翁蜀山人緇林樓上にしるすとあり。

ジユセムシ 鑄錢司。(ゼニザ。クワヘイを見よ)

シユツクワ 出火。(クワジを見よ)

シユツケ 出家。(ソウリヨを見よ)

シユツサム 出產(タンジヤウを見よ)

シユツス井 出水。(スヰガイを見よ)

シユツヂムシキ 出陣式。古來軍の門出に付て種々の方式あり。軍用記に云く。出陣の時【肴組やう】。かりそめに肴を拵らゆる事。打鮑二つ。勝栗五つ。三つも組なり。出陣の時に。一に打鮑。二に勝栗。三に昆布。如是祝ふなり。うち勝よろこぶといふ心なり。右喰樣ならびに酌の次第。酒のみやう。流々により相替る間。一偏ならず。先如此の祝は。主殿の內にて南へ向ていわひ玉ふなり。大將物の具をよろふて床机に敷皮をかけ。白毛を下へなして腰をかけ。白毛の所をふまへて着座あるべし。御酌陪膳の人も皆鎧を着て仕るべし。何もあとへしさる事をいむ。左右のわきへは向べし。又右へ廻る事をいむ。かならす左へ廻りて立べし。ひざをつく事なし。つくばひて仕るべし。肴喰やう。先出陣の時は。打あわびを取て。左の手に持。細き方よりふとき方へ口を付て。ふとき所をすこし喰切て。上の盃をとりあけ。酒を三度入させて呑て。其盃は打鮑の前邊にも置べし。扱次にかち栗の眞中にあるをとりてくひかきて。中の盃にて酒三度入させのみて。其盃を前の盃の上におくべし。扱次に。昆布の肴を取て。兩の端を切て。中をくひ切て。下の盃にて三度酒を入させて呑て。其盃を本の所へおくべし。喰たる殘りの肴は膳の左のすみの邊におくべし。酒を盃に入樣は。そつと二度入て三度めには多く入べし。酒ぎらひなる人には呑殘さぬやうに少し入べし。いつもそと一度入たらは。くわへて二度參らすべし。以上三度三盃にて三々九度なり。酌くわへ共にしさるべからず。此祝は大將壹人へ參るなり。相伴はなし。祝終て中門へ出玉ふ也。中門にて太刀をはき矢を負ひ。弓杖をつきて馬に乘玉ふ也。馬上弓持やう。儀式の如く。うらはずを馬の耳二つの間になして持べし。步行の時は左の手に弦を下へなして持べし。立あひて人の物云時は。弓杖をつきて弦を脇へなしていふべし。又畏て物云時は。弓のうらを人の方へなし。少横たへていふなり。又賞翫の人に物申時は。弦を外へなし。外竹を前へなして申べし(軍陣聞書に曰。肴をかんなかけの上にめゝかく(小角也)にをしきにすゆる也。へいかうはめゝがくに折敷にはすへぬなり。其外三種をはおしきにすへべきなり。三度のみくふなり。出る時は先一番に。鮑のひろき方のさきより中ほど迄口を付て。尾の方より廣き方へ少しくひて酒をのむべし。其次二獻めにかちぐりを一つくひて酒をのむべきなり。其次三獻目にこぶの兩方のはしを切のけて。中をくひて酒をのむべきなり。每度軍ばいの時は。あはび。かちぐり。こぶ此三色たるべき也。我家にてぐんばいを祝ふには。しゆでんの九間にて南に向て祝なり。家のつくり樣によりて南へむき難くは。東へもむくべきなり。東南は陽の方なり。其謂なり。又云。可酌やうの事一人してすべし。初獻はそび〳〵はびと三度入て。二獻めはそびと一度入て。左へまわりて加へて。又そびはびと二度入なり。三こんめはそびはびと三度入なり。以上九度なり。盃を人にのませぬなり。いわひてやがて肴をくづしてあけべし。酌は諸ひざを立てつくばひすべし。くわへる時も其外かりそめにもうしろへしさるましき也。そびと入るは酒を卒度入なり。是は鼠の尾の心也。はびと入るはさけを多く入るなり。是は馬の尾のこゝろなり。陰陽の義なり)。御甲の役人御甲をかひとりて。左の手のひらにすへ。ひぢにて持せ。肩にしころの端のかゝる樣に持べし。敵の方へむくよふに持事しつけなり。前にくわし。中門にいまだ出たまはさる時は。上帶をば假にしめて。中門を出て。太刀をはかせ申時。上帶をよくしめ直すなり。」又一話一言に曰く。一出陣の引わたしは。前の左は土器。右は昆布。向ふの左は打鮑。右は搗栗也。歸陣の時は前は同前。向ふの左にかち栗右に打あ

はびなり。門出の御飯の上に大麥を三粒置く。麥に勝方といふ名ある故也。雜煮はつれのごとく。向ふに鯛の丸物をつくる。吸物は鯆の丸物。肴は鰹。香物。數子三種なるべし。蓬萊の臺前に節分の大豆をおく。此豆を食すれば方角をえらばずといへり。これ大概を云。家々吉例にまかすべし。」而して今日の軍制に於ては出師準備によりて之を整頓し。別に此くの如き式あることなし。

シユツパム　出版。印刷の起原沿革は其條下に擧けたれば。茲には出版法の事を記すへし。古來出版法の制を立てしは。享保七年に見えたるを。古とす。享保七寅年九月十五日御觸書。自今新板之書物儒書佛書醫書歌書等。都て物語之書其筋一通之事は格別。猥成儀實說等取交作出候儀堅く可爲無用事。」一唯今迄有來板行物之內。好色本之類は風俗之爲に不宜候間。段々相改絕板可仕候事。」一人々家筋先祖之儀抔を。彼是相違之儀共新作之書。顯世上致流布候。右之段々は自今停止に候。若右之類有之其子孫より於訴出而は。急度御吟味可有之候事。」一何書物によらす。此以後新板之書物。作者並板元之實名奧書に爲致可申候事。」一權現樣御代は勿論。惣而御當家之御事。板行書本自今無用に可仕候。無據仔細有之は奉行所へ訴出。差圖可請候事。右之趣を以。自今新作之書物出候共。遂吟味可致商賣候。若御定に背候者有之は。奉行所へ可訴出候。經年數相知候共。其板元問屋共急度可申付候。仲間致吟味違犯無之樣可相心得候以上(憲法部類)。」天保十三寅年五月御觸書。繪草紙掛名主共へ。錦繪と唱。歌舞伎役者。遊女。女藝者等を。壹枚摺に致候儀。風俗に拘り候に付。以來開板は勿論。是迄仕入置候分共。決而賣買致す間敷。其外近來合卷と唱候繪草紙類。繪柄等格別入組。重立候役者之似顏。狂言之趣向等に書綴。其上表紙上包等へ彩色を相用。無益之暇手數を掛。高直に賣出候段。如何之儀に付。是又仕入置候分共。決而賣買致間敷候。向後似顏。又は狂言之趣向は相止。忠孝貞節等を見立に致。兒女勸善之爲に相成候樣書綴。繪柄も際立候程に省略致。無用之手數不相成候樣。急度相改。尤表紙上包等に彩色相用候儀は。堅可致無用候。尤新板出來之節は。町年寄館市右衞門へ差出改請可申候。右之通町中不洩樣可觸知もの也。」天保十三寅年六月中御觸書。自今新板書物之儀。儒書。佛書。神書。醫書。歌書。都而書物類其筋一と通り之事は格別。異教妄誕相掛取交候作出し。時々風俗。人々批判等掛認候類。好色畫本等堅く可爲無用事。人々家筋先祖之事抔。彼是相違之儀共新作之書物に書顯し。世上致流布候儀抔可爲停止事。何書物によらず。新板之もの。作者並板行之實名。奧書に爲致可申事。唯今迄諸書物に權現樣御名出候儀相除候得共。向後急度致たる諸書物之內。押立候儀は御名書入不苦候。御身之上之儀。且御物語等之類は相除。御代々樣御名。書物に出候儀も、右之格に相心得可申旨。享保度相觸置候處。都而明白に押出し世上に申傳。人々存居候儀は。假令御身之上御物語たりとも。向後相除候に者不及候。且輕きかな本等之類は。唯今迄之通り可相心得候。右之外。曆書。天文書。阿蘭陀書籍。飜譯物は勿論。何之著述に不限。依而書物板行致し候節。本屋共より町年寄館市右衞門方へ可申出候。同人より奉行所へ相達。指圖之上及沙汰候筈に付。紛敷儀決而無之樣可致候。且又彫刻出來之上は。一部宛奉行所へ可差出候。若內證に而板行等致し候に於ては。何書物に不限。板木燒捨。かゝり合之ものとも一同吟味之上。嚴重之咎可申付候。右之通町中不洩樣可觸知もの也。六月。右之通從町御奉行所。被仰渡候間。町中家持。借屋。裏々迄不洩樣早々可相觸候。」天保十三寅年七月中御觸書。新版書物之儀に付。去月中相觸候內。醫書之分藏版に致度存候輩は。向後醫學館へ草稿差出。任指圖。彫刻出來之上。一部宛同所へ可相納候。萬一私に刻板致す輩も候はゝ。急度可有御沙汰旨被仰出候。右之通向々へ御觸有之候間。町方之分は町年寄館市右衞門へ申出。可任指圖候。右之趣町中不洩樣可觸知者也。」天保十三寅年九月中御觸書。新板書物之儀に付ては。先達て相觸候趣も有之候處。以來は活字板之儀も於學問所相改候筈候間。諸事先頃相達候通相心得。是迄在來之分は。其儘にて差置。此後出板之分計。其節々改受候樣可仕旨被仰出候。右之通向々へ御觸有之候間。町方之分は。町年寄館市右衞門方へ申出。同人より奉行所へ差出し可及指圖條。此旨町中不洩樣可觸知もの也。寅九月晦日。」天保十四年五月中觸書。錦繪と唱壹枚摺にいたし。或は草紙之類繪柄格別入組。無益之手數懸け高直に賣出し間敷旨。去寅六月申渡し置次第も有之候處。近頃子供踊抔と名付。歌舞伎狂言に紛敷彩色繪等相見え。不埒之至に候。向後團扇繪其外都而右形容に不似寄樣改。繪柄改正いたし。成丈手數相掛摺立間敷。其外之儀先達而申渡之通り堅可相守。名主共入念相改。萬一不受改賣出し候趣及見聞候はゝ。其段早速可申出。惣而商內外何品によらず。歌舞伎役者名前紋所を付候儀不相成候間。名主共支配限り不洩樣。右之趣可申通。若相背候もの於有之は。吟味之上急度咎可申付候。右之趣町中不洩樣可觸知もの也。」此觸書の發布以後。尙ほ屢々これありしも。大差なきを以て省きぬ。維新以後は。書籍圖畫の出版。益々繁多に赴けるに隨て。其弊も亦多くなりしを以て。明治二年六月。遂に出版條例を定められしか。其後改正增減すること一

シユツ

再に止らす。二十年十二月に至り。大に該條例を改正せられ。同時に版權條例を發布し又脚本樂譜條例を以て其興行權を併せ有せしめ。又寫眞版權條例を以て。寫眞に版權を附與するの制を定めたるが。二十六年四月法律第十五號出版法。同第十六號版權法を以て。前數令を廢す。而も版權の年限は三十五年たること前の如し。新聞紙の記事と雖も。二號以上に連載したるもの。又は禁轉載と特記したるものは。刊行の月より二年以内に轉載することを得ずとす。三十二年三月著作權法を以て。出版。版權兩法を廢し。新聞雜誌に揭けたる小說及び禁轉載の事項は永く之を轉載するを得ず。其他の記事は轉載の際必す出所を明記すへしとす。而して數多の著作物を適法に編輯したるものは編輯者の著作權を認めたり。

シユトウ　種痘の行はれさる時。疱瘡は容貌定め。痲疹は命定め　と俗稱し。誰も一度は必す病む者にて。爲に多少容貌を損すへきを期し。唯眼を失ひ命を失ふを恐れたり。【天然痘】聖武天皇の天平年中。筑紫の人新羅に漂流す。痘毒に感して歸る。同七年大に國中に流行す。是疱瘡の我國に渡りし始なるへし。疱瘡の期間は蟄伏期を除き。二十一日にて。初の三日をぞやみ。次の三日を水うみ。次の七日を本膿とす。昔は笹湯とて。是の日。病兒を脚湯に入れ。笹の葉を湯に浸して之を痘の上に振り掛くるなり。知人朋友は是より先。菓子屋にて兼て賣り居る疱瘡見舞の菓子袋を求めて。病者の家に贈る。其袋には富士山と達磨と源爲朝を畫けり。富士山は瘡の山を上けて充分加膿するを祝し。達磨は赤色なるゆゑ。疱瘡神を慰むるの意なり。爲朝は俗に八丈島にて疱瘡神を捕へ。同島に此病の流行せさることを誓はしめたりとの傳に因み。該病を制するの意なるべし。天然痘の流行する時は。門口に赤き紙に鎭西八郎在宿など書いて貼付し。以て痘病の來らさる禁厭となす者多し。笹湯の日赤飯を炊き。見舞など贈りたる家々に返禮す。又病者は初期より赤色の衣を着。赤色の枕席に臥せしめ。枕元に米俵の三多羅法師を置き。其の上に達磨の張子を置きて。疱瘡の輕かるへき禁厭とせり。笹湯の日之に赤飯を供へ。赤色の幣束を其の側に立て。此の三多羅法師を四衢に持行きて。之を捨つ。之を疱瘡神を送ると云ふ。疱瘡神は白髮の小き老人にて。赤き物を好むと爲せり。以上の經過にて。痂を生し癒ゆるを常とすれとも。經過惡き病者は。本膿に加膿充分ならす。痘の頂上低くなりて山を上けす。遂に死する者あり。又痂の自然に癒ゆるを待たす。之を搔き又は剝す時は痘痕となるなり。瘡痕をアバタと云ふはアバ痕なるへし。下總香取の邊にては。痘瘡をアバと云ひ。又はアンバと云ふ。香取の神は。邪神を平けたる神なれは。又惡疫を制するの德ありとなせり。アバタを地方に依り。イモ又ミツチヤと云。明治の十五六年頃迄は。人相書の式紙。倒死人の廣告等に。痘痕あり。痘痕なしと必す明記したるが。同二十五六年よりは痘痕ある者にのみ別徵の部に痘痕ありと特記する事となれり。以て維新前の人に痘痕ある者多かりしをしるへし。

【牛痘】弘化。嘉永の交。天然痘流行して死者年に萬を以て數ふ。時に越前福井の醫師笠原良策なる者之を患ひ。初めて種痘法を施行し之を濟へり。然れとも總て新法は其事の善惡に拘はらす。世論百出毀譽百端之を行ふの困難なるは言ふを俟たす。種痘法も亦斯の如く。當時浮說盛んに行はれ。痘苗の將さに斷えんとすること數々なりしも。笠原氏の不撓の精神と越前侯の保護に由り。遂に種痘法を弘めたり。良策のち改めて白翁と稱す。越前足羽郡の人。福井に住して醫を業とす。天保の間。翁泰西醫術の鴻益を看破し。主として越前侯の侍醫半井保等に謀り。戮力以て泰西醫學を州内に播布し。越前をして殆んと本邦泰西醫術を盛隆ならしむるの嚆矢たらしめたり。曾て。泰西種痘の法あるを聞き。益々其種苗を得んことを思ひて未た果さす。偶々廣東出版の新書を得て。之を讀むに。彼地既に種痘法を行ふ。玆に六十年。其効驗の著るきを記す。翁慨然として。和歌を詠し其志を述ふ。「たとひわれ命死ぬとも。死ぬましき人は死なさぬ道ひらきせん」。時に國禁尙ほ嚴なり。蘭人屢々牛痘を齎らし痘害を除かんと欲すと雖も許さず。蘭人も亦た他に施すの術なきを知り。手を束ぬるに至るの際なれは。政府に請ひ其禁を解くにあらさるよりは。其志を果す能はざるを知ると雖も。身僻鄉にあるを以て勢甚た便ならす。其衷情を政府に達せんと欲して得す。焦慮百端出でん所を知らず。於是越前侯翁の至誠を憫み。周旋盡力翁の意を政府に達すと雖も。政府容易に其請を允さす。顚跌數回。翁の志益々振ふ。侯愈々翁の情切なるを知り。翁を援けて懇請玆に五年。嘉永二年に至り。官初めて其請を允し。老中阿部勢州より長崎奉行大屋遠江守及び越前侯等へ其旨を傳ふ。翁直ちに長崎に赴き。牛痘を支那に求めんと欲せしに。恰かも好し。同年八月。蘭醫モンニツキなるもの牛痘を舶載し來るに逢ふ。これより先き。翁其師京都の日野鼎哉に謀り。其友長崎の支那譯官潁川四郎八に種痘の以て夭折を濟ふに足るの利を說き。爲に其謀をなさしむ。四郎八又其親戚朋友に說き。悉く其術を請ふに至らしむ。故に此回牛痘の舶載あるや。四郎八之を其孫兒に種ゑて。其苗

を收め。使を京都に馳せて其種を日野鼎哉に寄す。時に翁も亦た京に在り。其師と共に種痘館を開て其術を試み。緒方洪庵に大阪に。坪井信良に江戸に分種し。其他近畿に及ぶ。其冬翁餘種を越前に携へ歸り。盛んに其術を施す。以後天下蒼生の天然痘の爲に夭折するを濟ふを得。以て翁の志略〻達せり。然れど幾何もなうして天下の種痘衰頽に歸し。越前及京阪の地に存するのみ。翁の志を種痘術に用ふるや。盡く家産を擲ち。赤貧洗ふが如しと雖も。翁以て意とせず。只其事の盛大を期す。然るに天運循環して。往て還らざるなく。更始維新に至り。政府大に種痘の法を慫慂せるを以て。翁も亦東京に來り。其術を施し。種痘醫の員に備はる。明治十三年八月二十三日病に罹りて逝す。享年七十有二。其名竟に揚らずと雖も。其の陰徳の人に及ぶや多し(六合雜誌)。モンニッキ傳來の痘漿は。長崎の蘭方醫より漸々國内に敷衍し。安政四年八月。江戸の有志醫師資金を募り。神田於玉池元誓願寺前舊幕勘定奉行川路左衛門尉拝領地の内を借用して。種痘所なる者を建築す。是我國に種痘所を設けたる嚆矢とす。次て安政六年十月に至り。同所被召上。西洋醫學所と改稱し。種痘所は附屬となれり。明治元年戊辰八月。種痘所を下谷新し橋へ移し。種痘館と稱へ。無料種痘を始む。明治四年九月。官制改革の際廢せらる。明治七年五月。文部省醫務局より東京馬喰町に始て牛痘種繼所を創立し。明治十年五月。下谷二長町に移して。内務省衛生局牛痘種繼所と稱へ。府下一般に種痘を施行し。其接種したる小兒の善感なるを選び。其痘漿を採て之より製苗し。即ち人化痘漿を製造して各府縣に配付することとはなれり。此法荏苒行れて。二十一年に同種繼所を大日本私立衛生會に引繼かれたるも。依然人化痘漿を採て販賣し來りしが。廿五年に至り。漸く犢牛痘苗を製出するに至れり(角倉賀道著牛痘新論)。此法漸く普及したるも。中には一たび種痘したるものが再び天然痘にかゝる者あるよりして。再三種の説起り。明治十七年の頃は二十五歳以下のものは三種に及ばしむることとし。明治二十八九年の流行に際し。一般に之を種ゆることを奬勵し。町村役場に種痘臺帳を備へて。其種痘毎に善感不善感を記入せしめ。種痘に漏るゝことなからしめ。其種痘の成功を確實ならしむる爲め。痘苗製造所及牛痘院を建て。政府の監督を嚴密ならしむ。デムセムビヤウを參照すべし。

ジユバム　襦袢は。直に肌に着る衣なり。源氏。枕草子等にかざみといひ。汗衫の字を用ゐ。汗取の帷子の類にて肌に着す。今に鞠の家には汗取かたびらと云ふて極めて着るもの也。此汗衫。中古より女の童のうへに着るものに成れりと南嶺遺稿に見ゆ。去れば襦袢は汗衫より縫じたるものか。貞丈雜記に。あかとりの事。女の服也。傳來の說には汗衫の事也と云傳へたれ共。かさみをあかとりと云事。裝束抄ともに見えざれば。たしかならず。不レ用レ之。婚入之記(家傳の古書なり)。女儀のあかとり。長さは八尺二寸。すそは二尺二寸たるへしとありて。詳なる事は知れすとあり。今人々用ふる所の襦袢は。腰の邊までの短き半衣にて。襟と袖口を附く。また婦人は長襦袢を着するもあり。

シユビキ　朱引。(クトウを見よ)

シユムグワ　春畫。昔笑ひ畵と云ふ。嬉遊笑覽に云。笑ひゑ。古くはおそくづの繪といひたり。著聞集に。鳥羽僧正の許に。繪かく侍法師あり。それが繪の失を難隙する處。僧正。わ法師が繪。かたはらいたしといはれけるを。少も事とせず。さも候はず。ふるき上手どものかきて候おそくづの繪などを御覽も候へ。その物の寸法は。分に過て大に書て候事。いかでか實にはさは候べき云々。おそは。たはれたる事。くづは。屑なるべし。陽物をいふに似たり。古き繪の傳はれる物は。小柴垣。ふくろ法師なとの外には。いまた見及はず。十二枚あるもの往々あるは。鎧櫃に收めたるものといへり。又衣櫃に納ることもあり。枕畵といふは。貞徳か油粕に「たうとくもありたうとくもなし。枕繪を羅漢のおくに書そへて」。其碩が賢女心化粧。清少納言も次第に不如意にて。袋入の枕草紙をして。内證のたすけとし給へ共云々。戲文ながら其頃是を枕草紙といひしを知る。枕さうしとは。榮花物語に。きぬのつまかさなりて。うち出したるは。色々の錦を。まくらさうしにつくりて。うち置きたらんやうなり。又新六帖に。「とぢおける枕さうしのうへにこそ。昔かたりの夢はみえけれ」。春曙抄に。枕さうしの名のよしとけるは非なるべし。朝夕身にそへたる册子といふ義にて。枕はまくらべなり。源氏桐壺。この頃あけくれ御らんずる。長恨歌の御ゑ云々。やまと言の葉をも。もろこしの歌をも。たゞそのすぢをぞ。まくらことにせさせ給ふ。とあるもおなじ。さるを枕繪に。枕雙紙の名を呼ぶは。枕畵といふことを隱したるなり。昔菱川歌川其の他の有名なる畵師も。之を畵きて書肆に付し。書肆は極彩色金箔摺にし。名家の文章を加へて匿名にて出版したり。明治以後。此の類の畵を外國人に賣る者あるを以て。政府は嚴に之を取締り。刑法を以て之れを罰し。又出版條例に行政の處分を以て之を禁止し。風俗に害ありと認むる繪畵は其發賣頒布を禁停し。又之を沒收するの規定とす。

ジユムケイ　閏刑は。士人以上爵位ある者及び僧徒婦女。或は老幼癈疾な

どに。本刑を加へずして代へ行ふ所の刑名なり(ケイバツを見よ)。

シユムケイヌリ　春慶塗は。一の漆器の名にして。和泉堺浦の漆工春慶なるもの。この漆法を發明せしを以て。世之を春慶塗とはいふなり。この春慶は後龜山天皇御宇の人なりといふ。爾來この漆法を摸擬せしもの多く出て來しを以て。其漆法今に傳はりしなり。工藝志料云。春慶塗は和泉國大鳥郡堺浦の漆工春慶の發明せし所の者なり。故に世人これを春慶塗と稱す。春慶は後龜山天皇の御宇の人なり。其髹法たるや。先欅㮣を素木に襯塗し。木面の疎理を塡匀し。而して精磨す。時ありて。雌黃或は鐵丹及ひ柿油を以て著色し。其の後ち剛毛の刷子を以て漆液を塗布す。此の液は豫め荏油少量を混和するを以て。更に精磨を待たず。只能く之を乾して充分の光澤を生せり。堺の漆工業を傳ふ。爾來其の地に於て製する所の者を堺春慶といふ。」寛永年間金森宗和といふものあり(飛驒國の領主金森出雲守可重の子なり)。點茶を好み。諸工を飛驒國大野郡高山に集めて茶器を製せしむ。此際宗和漆工(蓋堺より來りし工人ならん)に命して折敷盃等を造らしむ。其の色黃赤の間色にして褐色を帶ひたり。且木質透明にして大に雅致あり。世人稱して飛驒春慶といひ。又批目細工といふ。其の地の工人も亦之に倣て之を作る。而して其の業歲月に盛なり。其の後(年代詳ならず)。飛驒の工人能代塗(能代塗のを其條下に掲載す)の淡黃にして。木質鮮明なるを摸倣して諸器を製出す。これを飛驒能代といふ。爾來飛驒春慶。飛驒能代を造るの工人。各日用の什器を製して四方に輸出す。後世に至ては。諸國に於ても亦春慶塗と稱する器物を出すこと漸多し。然れども飛驒及ひ出羽の能代に及ばす。所謂る其の諸國は大和國吉野郡下市村。但馬國朝來郡竹田町。伊勢國度會郡山田町。常陸國茨城郡下市本町。粟村。上市毛村。下野國梁田郡上澁垂村。磐城國石川郡小平村。陸中國和賀郡湯田村。陸奧國岩手郡橋場村。及ひ東京等なり。是れ等の諸國竝に皆業を傳へて今に至るとあり。但本文言ふ所の能代塗はノシロヌリの條に出せり。

シユムケイヤキ　春慶燒。春慶は安貞年間。尾張瀨戸村に住せし陶工者の稱號也。後春慶の陶法に倣ひて。春慶と稱するもの各所に出て來れりと云。工藝志料云。春慶は第一世藤四郎某支那より歸朝して(安貞元年に歸朝す。事は古瀨戸の條に詳にす。宜しく參看すべし)。後十數年を經て別號を春慶と云。當時巧思を出して一種の茶壺を製造す。名けて春慶の茶壺といふ。質茶褐色にして飛點の黃色釉を施しゝものなり。因て飛春慶と云ふ。支那(宋の時代)の茶壺に髣髴たり。又第二世藤四郎も亦春慶といふ(眞中古を製造せし藤四郎なり)。造法第一世春慶に劣らす。然れども唯茶壺のみを作りて他の器に及はず。其の後正信春慶。堺春慶。吉野春慶。伊勢春慶等あり。倶に皆春慶の陶法に倣ひて。各地に於て造し所の者なり。既にして此の諸窯皆廢す。」とあり。以上挿注にいふ所の古瀨戸云々を左に錄す。安貞元年。加藤景正歸朝し。京畿諸國の土質を試みるに。皆其宜を得ず。因りて再たび瀨戸村に來り。遂に良好の土を採り得て業を此に開く。號して瓶子窯と云ふ。古瀨戸と稱する者は即是なり。又支那より齎す所の土を用ゐて造る所の茶壺(抹茶を納るを茶壺と云。葉壺を納るを葉茶壺と云)あり。世人これを稱して藤四郎唐物といふ。點茶家最これを賞す。其釉は先茶褐色の釉を施し。而して其上に黑釉を斑に施すものなり。」眞中古は文永年間。第二世藤四郎某の造る所の陶器にして。古瀨戸に對するの稱なり。第一世藤四郎は陶器を創造すと雖も未だ美術の域に至らず。第二世藤四郎に至り。始て黃色釉を發明す。其製たるや。先茶褐色釉を施し。而して其の上に黃色釉を斑に施す。是に至て始て美術の域に至る。其製する所多くは茶壺にして雜器尠し。其中に或は黃色釉を全體に施したる茶壺及茶碗あり。其茶壺及茶碗あるを以て始て黃瀨戸の名ありといへり。以上春慶茶壺の如きは今世に稀れなるものにして。茶人の尤も賞翫する所のものなりといふ。

ジユムサ　巡査は。警察官なり。德川幕府の時の同心に當れり。當時の巡邏法一定の時間なし。定期の巡邏ありしは。外國人來朝。尊王攘夷の論行れし頃よりの事なるべし。嘉永明治年間錄に。文久三年十一月四日。巡邏被仰出候に付。大御番頭。外國奉行。小普請組支配へ御渡(巡邏諸組屯所及び受持場所名略す)。右巡邏の儀。諸番頭より迷惑の趣種々申立て。追々延引に相成。翌(元治元年)子の四月十八日に至り。閣老井上河内守より達書。去亥十一月被仰出候巡邏の儀。明十九日より相始候」とあり。乃ち同日河内守殿渡書付。亥去十一月被仰出候巡邏の儀。明十九日より相始候。此段申達。但巡邏先に於て萬一火急の事變出來候節は。其時宜に寄り。月番の若年寄宅へ。組の內取締等の者罷出。右の趣申聞候樣可致候。且又右に付ては。御取締向行屆候樣。何れも早々御門番の向々へ可被達候事。此後巡邏彌盛に成り。江戸四里四方の間。晝夜巡行せざる所なし。此頃の落首。我役とおもへば凄き笠と蓑。組の印しを腰に付け。屯所行けば。夏の夜も。明かた寒く。からすなく。まつみはつらき代り合ひ。實に遲いじやないかいな。」慶應の頃まで此の事續きたり。警視廳史稿に據るに。明治維新の初め。警察の事務は。地方は猶ほ舊に依り。江戸は

各藩の兵に令して之を警せしむ。平定の後明治二年之を取締兵と稱し。三年十月東京府下取締の爲取締組を置き。邏卒三千人を置く。其應募者鹿兒島藩に多し。組頭(屯所長)。小頭(部長)。組子の三等に分ち。組頭は判任三等より六等に至る。以下無官等たり。總長(署長の如し)の指揮を受く。俗に之をポリスと云。五年正月。一千人を增し。五月取締組を邏卒と改稱し。東京府に邏卒總長(七等)。權總長(八等)。檢官(十等)。權檢官(十一等)。區長(十二等)。權區長(十三等)。邏卒小頭。邏卒小頭助(無官等)を置く。八月東京府の邏卒を司法省の管理とす。司法省檢事局中に逮部長及逮部の職あり。邏卒總長以下をして之を兼しむ。二十八日。司法省中警保寮を置き。大警視以下權少警部を置き。邏卒小頭助以上の官を廢す。十月十八日。府下に番人を置く。民費を以て各區戶長の雇入るゝもの也。其職務は邏卒と同く。其監督は警保寮にあり。十九日始て警視。警部。巡査を置く。巡査を置く事は同二十日より實施し。番人を置くとは六年一月二十五日より實施し。巡査は番人を監督し。邏卒は番人と相須ちて勤務す。巡査は蓋し地方官に非ずして中央政府の官吏にして。當時之を憲兵の如き者とせし也。七年一月。警保寮を內務省に屬し。東京に警視廳を置き。一等より四等に至るの巡査を置く。邏卒。番人も亦舊に從て職に從事す。巡査黜陟例を定め。又巡査懲罰例を定て。其私罪に該り新律綱領改定律例の懲役百日以下に該る者は。警視廳之を斷す。又巡査賞與竝に死傷扶助法を創定し。明治六年第三百九十二號布告。邏卒番人賞與規則及邏卒番人死傷者扶助追賞規則に準據せしむ。七年八月始て巡査に手帳を交附して。巡査たる事を證せしむ。又二等巡査をして帶劔せしむ。九年七月巡査妻を娶る者は許可を受しむ。八年一月第三號達を以て六年十一月所定の邏卒番人褒賞規程及死傷扶持追賞給規を改正す。十五年七月。巡査看守給助例を定め。之を廢す。十四年四月。內務省乙第二十二號達を以て。人民より請願して費用を拂ふ塲合には。巡査を個人又は町村等へ配置するを許す。十二年七月警視廳に始て巡査敎習所を置き。巡査志願者は豫め之に入れて規則實務等を講習せしむ。二十年內務省令して各府縣に巡査敎習所を開く。巡査の新任者實務に就く前。若干月間之に入りて學習をなさしむ。同年十一月二十九日。巡査の服制を改め。從來の長衣を禮服とし短衣を制服とせしを改め。制服を以て禮服を兼れしめ。又等級に依て線を付するを廢し。皆帽に四線を付す。十五年十二月。巡査各級とも帶劔を許す。東京は十六年五月以後。悉皆帶劔とし。以後開港塲の外は皆帶劔せり。二十九年七月。服制を改め。上衣は羅紗一行釦鈕とし。帽は獨逸形丸キヤツブとなる。卽ち現行の制なり。二十四年八月。巡査看守を判任官待遇とし。三十四年七月。巡査看守退隱料及遺族扶助法を定む。現今巡査は國庫支辨の者と。地方稅支辨のものと。私費支辨(請願巡査)のものとあり。

ジユムサツシ 巡察使は。上古王政の盛なりし頃。歷朝置かれたる官なり。和事始云。景行天皇二十五年秋七月。武內宿禰を遣して。北陸及東方諸國の地形百姓の消息を察せしむ(日本紀)。是巡察使の始なるべし。是より後。代々巡察使を諸國へ遣して。其國の風俗。其所司の政の美惡を察せしむ。誠に道あるなさてなるへし。後世朝廷の政をとろへてより。此事をやめらる(觀察使と云も巡察使の事也。職原抄に。弘仁の御時。觀察使を罷て皆參議とすとあり。此後觀察使なし。延喜式に問民苦使あり。是古の觀察使の任也。)然るに寬文七年に。將軍家より二使を諸國に遣し。國の風俗政の善惡を巡察せしめ給ふ。是武家巡察使の始なるへし(和事始)。爾後巡察使を置かれたることなきにあらずと雖も。其拜除極めて少し。皇政維新の際一時之を置かれたりしが。明治二年。彈正臺中に大少巡察を置かれ。幾ほともなく。彈正臺の廢止と倶に廢せられたり。

ジユムサムグ 准三宮。(ジユゴウを見よ)

ジユムシ 殉死。上古貴人の死せる時。其の臣隷を合せ埋めし風あり。德川氏の時に至りても。君の死を悲むの餘り。追腹を切る者あり。甚しきは。其小殉死者の多きを誇り。又臣たる者苦痛を忍んで之に殉せし者あり。通鑑云。周襄王三十一年。秦穆公薨。殉死者百七十七人。此不仁之甚者也。中古作二木偶人一從レ葬。設レ關能跳踊。故名レ俑。仲尼曰。始作レ俑者其無レ後乎とあり。古事記(崇神天皇の御子たちを記せし條)に。倭日子命。此王之時。始而於レ陵立二人垣一と見ゆ。此王の薨せしは日本紀垂仁天皇卷云。二十八年冬十月。丙寅朔庚午。天皇母弟倭彥命薨。十一月丙申朔丁酉。葬二倭彥命于身狹(ムサ)桃花鳥坂一。於レ是集二近習者一。悉生而埋二立於陵域一。數日不レ死。晝夜泣吟。遂而爛臭之。犬烏聚噉焉。天皇聞二此泣吟之聲一。心有二悲傷一。詔二群卿一曰。夫以二生所一レ愛。令レ殉二亡者一。是甚傷矣。其雖二古風一之。非レ良何從。自レ今以後。議レ之止レ殉。この趣は記傳に書紀に人垣とはなけれとも。殉のことなく多かりしさまは見えたり。生人を殉埋むるはいと古よりの風なりしかとも。人垣を立ばかりの甚たしき事は未た例なかりしに。此王の時殉をこよなく多くして。始めて人垣を立るに至りしなり。といへるが如し。また同天皇三十二年。秋七月甲戌朔己卯。皇后日葉酢媛命薨。臨葬有レ日焉。天皇詔二群卿一曰。從レ死之道。前知二不可一。今此行之葬。爲レ之奈

何。於レ是野見宿禰進曰。夫君王陵墓。埋ニ立生人一。是不レ良也。豈得レ傳ニ後葉一乎。願今將議ニ便事一而奏レ之。則使者喚ニ上出雲國之土部壹佰人一。自領ニ土部事一。取レ埴以造ニ作人馬及種々物形一。獻ニ于天皇一曰。自レ今以後。以ニ是土物一。更ニ易生人一。樹ニ於陵墓一。爲ニ後葉之法則一。天皇於レ是大喜レ之。詔ニ野見宿禰一曰。汝之便議。寔洽ニ朕心一。則其土物。始立ニ于日葉酢媛命之墓一。仍號ニ是土物一。謂ニ埴輪一。亦名ニ立物一也。仍下レ令曰。自レ今以後。陵墓必樹ニ是土物一。無レ傷レ人焉。天皇厚賞ニ野見宿禰之功一。亦賜ニ鍛地一。即任ニ土部職一。因改ニ本姓一。謂ニ土部臣一。是土部連等。主ニ天皇喪葬一之緣也。所謂野見宿禰。是土部連等之始祖也(ハニワ參看)。按するに此後は人を殉するの事は止みしなるへけれとも。いつとなく本に立ち戻りて。生ける人を用ひし事になりしと見えて。孝德天皇大化三年の詔に。凡人死亡之時。若經自殉。或絞レ人殉。及强殉ニ亡人之馬一。或爲ニ亡人一藏ニ寶於墓一。或爲ニ亡人一斷レ髮刺レ股而誄。如レ此舊俗一皆悉斷。縱有下違レ詔犯レ所レ禁者上。必罪ニ其族一」とあり。自から縊れしもあり。又他より絞殺せしもありと知らる。習慣のやみかたきも甚たしといふへし。然れとも此後は嚴しく禁制せらるゝ所なれは。此事も跡を絕ちしにや。しかし一命は損せすとも。寵恩を蒙りし主君のかくれまし〻時は。悲歎のあまり世をあぢきなく思ひすて〻。薙髮遁世せしこともま〻見えたり。仁明天皇崩御のとき。良峯宗貞か薙髮して遍昭といひし如き是なり。武家の治世となりてまた追々其風起れり。【追腹切る事】足利義滿の時。細川武藏守入道常久病死す。其家人三島外記といふ者追腹切て死せしと也。明德記に。凡そ人の家僕たる者。戰場にて主と同じく討死するも腹切るも。古今の間たるべし。病死の別を悲て。正しく腹を切て同しく死途に赴くこと。前代未聞の振舞かなといへるを見れは。此の頃は殉死といふはなきやうに覺ゆ。小宮山綏介の殉死考餘(史學協會雜誌)に。三島外記殉死の事を引て。其外にも倘ありしなるべけれど。未た考及はす。其後元龜二年に島津貴久卒せしとき一士殉死し。天正元年に武田信玄卒せしとき。土屋右衞門尉殉死せんとありしを。高坂彈正止めしことあり。同十二年に伊達輝宗戰歿し。其の葬儀の時。遠藤山城守等四人殉死せり。此類は天下猶擾亂の時にあり。慶長以降は此風益々盛にして。互に殉死の多きを以て相誇るに至る。故に一諸侯亡する每に。家士の之に從ふもの寡きも三四人。多きは二十人に及ふ。如此もの凡そ七十年なり。寛文三年に至て。幕府終に令を發して嚴に殉死を禁せらる。此の議を起せしは松平信綱なるよし。一說には榊原忠次なりとも云。然るに同八年に奧平忠昌卒せしとき。家士杉浦右衞門兵衞。令に違て殉死せしかば。乃ち其封を削りて宇都宮より山形に移し。兵衞の子二人は斬に處せらる。是より以降其弊全く[illegible]へしなり。但幕府未だ此令を布れざる以前に。早く已に家士の殉死を停められしものあり。我水府の威公と會津の神公是なり。威公のことは七月にあり。神公のことは閏八月にありて。倶に寛文元年なりしも奇なり。猶其先鞭とも云へきは東照公なり。慶長十二年に越前秀康卿薨せられしとき。殉死のもの多きよし聞えければ。其老臣中へ下されし奉書に。就ニ中納言死去一。追腹切可令供と申者有之由被聞食候。致其死易。立其主難。各若於有左樣之意者。越前者肝要之地候間。別而手置可被仰付候。中納言へ有忠翟者左樣之儀有之間敷候。子孫迄可有御絕申御意候也と。公の志如此なれは。公薨せられしときは一人の殉死もなかりしなり。さるを後來堀田正盛。森川重俊。阿部重次。内田正信の徒。公の意を體するを能はさりしは如何にや。頗る解しがたきとなり。云々といへり。さて德川氏殉死の禁令は寛文三年五月二十三日。殉死は古より不義無益の事なりといましめ置といへとも。被仰出無之故。近年追腹之者餘多有之。向後左樣之存念可有之者には。常々其主人より殉死不仕樣堅可申含之。若於有之者。亡主不覺悟越度たるへし。以來跡目之息も不令抑留儀。不屆可被思召者也」と是なり。天和三年以後は武家諸法度の條中に加へたり。右第十二條養子跡目の但書に。殉死の儀彌令制禁事。寶永七年同第十六條に。殉死の禁更に嚴制を加ふる所也。或は徒黨を植て或は誓約を結ふのこと。妄に非義を行なひて。敢て憲法を犯すの類。一切に嚴禁すへき事とありて。近代まて記載せし所なり。戰國の餘風も追々昌平の化に浹洽し。殉死なといふむくつけき事はいつとなく絕えたるに。近き嘉永五年の事なるか。會津家侍女名はかね。年十九。松平肥後守室は加賀中將齊泰朝臣の妹也。當七月下旬卒去ありしを歎き。かね事幼年よりの恩顧に依て殉死を願ひしかど。兼々御制禁の事故許されす。左候得は不相替勤仕すへき由を申て。其後八月二日に至り自殺す。翌三月下谷廣德寺へ送葬すと云ふ。」又明良洪範にいふ。一。淺野因幡守長治の家士福尾勝兵衞は。主人病氣大切成は殉死すへしと思ひ定めけれ共。追腹停止の令嚴なれは却て不忠たる事を知て。各の趣意を立。長治卒去有て葬禮の供より。直に墓所の邊に徘徊して宅へ歸らず。其夜は墓前に立明し。迎を遣はせ共歸らず。寺へも立寄す。終日終夜墓前に蹲踞まりて。食事も送れは食しける。人々其故を問へは。我等は殉死すへき身の。法令なれは叶はず。去は墓所に候して天年を盡すへし。一生歸宅致すましと申切。其忠心確乎として奪ふへからす。日數つもり雨露にぬれて立居ける故。せめて本院の軒下に成共仕へしと。住

シユム

持はしめ寺僧等勸むれとも心を動さす。式部少輔長照にも不便に思はれ。寺へも色色談せられて。廟所の山間に庵室を作りて賜りければ。爰に居て一生を送り。朝夕廟所の塵を拂ひ。生前仕ふ如くにて命終りしは。塋に類ひ希成事也。又阿部忠秋の臣は追腹は制禁成共。先腹は制外成ば。主人に先立參るとて。切腹したる者も有り。福尾が志とは何れならんか。其中に法令を破りたる奧平美作守忠昌家人杉浦右衞門兵衞が殉死したる咎に依て領知召上られ。大膳亮には別に九百石山形にして被下。右衞門兵衞か子共兩人は斬罪に仰付られ。是より天下殉死は止候」とあり。

ジユムナ　サウガク　リヤウヰムノ　ベツタウ　淳和弉學兩院別當。貞丈雜記に云。此の二つの院は。源氏の學問所の名也。源氏長者たる人。其學問所を支配するを別當と云。將軍家は源氏の長者たるによりて。淳和弉學兩院の別當になり給ふ也。右兩院別當の事は。如蘭社話に。增田于信の考說あり。云く(上略)。兩院別當は。源氏の公卿第一たるの人之に補す。納言の時は兩院別當を兼れて。大臣に任するの日。淳和院を以て次人に讓り。弉學院のみ。尙之を帶ふる例なり(職原抄)。抑〻源氏を王氏の學問所別當に補するは。源氏は皆王族の賜ふ姓なれは也。然に鳥羽上皇の時。源雅定(中院右大臣。村上天皇の皇子具平親王の玄孫)に。永く此職を賜ふの院宣ありてより。雅定の子孫久我氏。これを世襲して。他氏復預るを得さるとなれり(さて此頃に至りては。公私の學黌漸廢して。學院別當空職となれり)。又源氏長者は。弉學院別當となるの人。即ち長者となる(職原抄)。長者とは。一氏の內にて。官族ともに最高の人を謂ふ。即この資格にかなふ一人を勅選して。一族爵位の事を執行せしむる也。然るに足利義滿。征夷大將軍に拜するに及び。淳和弉學兩院別當。源氏長者となりて。久我氏始て世職を解きぬ(官職知要。公卿補任。將軍補任。海人藻芥)。足利氏は源氏なればなり。さて此時は。公家ども定めて異例に驚きたらめど。これこそ即古例にて公平の事なれ。如何となれは。この職。初め嵯峨源氏これを帶し。村上源氏長者を出すに及びてこれを相續す。義滿は清和源氏にて。武家なれと准三宮にて。當時實に源氏の長者なり。されば自ら請ひたるものなれど。當然の事なり。其後將軍に拜する者。必ずこの職を帶ふる例となり。德川家康。征夷大將軍に拜するに及び。亦德川氏の所帶となり。以て近代に至れり。その右近衞大將に任するは。賴朝の先例に依り(東鑑)。右馬寮御監に補するは。義滿の舊儀に依るなり(足利補任)。さてかゝる順序なるに。享保元年。德川吉宗。將軍宣下の時の宣命には。天皇我詔旨良萬止。抑諸國總追捕使之事。鎌倉武臣大納言叙二正二位右近衞大將一。源賴朝始而此職於賜比。嫡賴家相續絕。征夷大將軍多利。次男實朝ニ此職於取利。始而任二右大臣一。年去而。足利治部大輔尊氏。征夷大將軍之職於賜利。淳和弉學兩院別當之詔旨於請。從レ是此職任二武臣一。嫡孫義滿。源氏長者隨身兵仗牛車馬寮監之請ニ詔旨於。任二太政大臣一。從レ夫子々孫々至留。此職足利十五代而絕多利。從レ是年去而後。清和之類子。新田末孫。德川正二位內大臣源家康。武威之甚數於感志。此職於賜留。云々(謹撰神秘錄)とありて。尊氏既に淳和弉學兩院別當に補すると書けり。是は他書更に見る所なきことにて。諸書の載する所。皆義滿より始れり。當時草廝の職にある。菅清諸公。及び官務の人々。何の據ありて書けるにや。さて征夷大將軍は閫外の任にて。武辨の棟梁なり。近衞大將は親兵の總督なり。馬寮御監は天下の馬政を掌り。大臣は綱紀號令を統ふ。而して兩院別當は敍任を執奏す(正名緒言)。この數權を一身に任す。大權いかでか武門に歸せざらんや。世人。征夷大將軍の一職にて天下の大權を掌握するものと心得るは。未だ思ひ足らぬ業なり。

ジユムレイ　順禮は。三十三所觀音に巡詣づる者にて。回國の路すがら人の門戶に立ちて。詠歌をとなへ物を乞ふなり。其はしめは古きことにて。嬉遊笑覽に。三十三番觀音順禮のこと。鹽尻に。寬平の帝(宇多院)御出家ありて。眞言を益信僧正に受て灌頂せさせ給ひ。法流を寬空僧正に授けさせ給ふ。專ら桑門の御有さまなりしが。御行脚のことはなかりし。華山院御發心の後。國々を御修行ありし。是ぞ始めなるべき。今の三十三所觀音順禮も。この法皇より權輿すといへり。新拾遺集に。修行せさせ給ひける時。粉河の觀音にて御札にかゝせ給ひける御歌。華山院御製「むかしより風にしられぬともし火の。光そはるゝ後の世のやみ」。又千載集に三十三所の觀音おがみ奉らむとて。所々まいり侍ける時。みのゝ谷汲にて。油の出るをみてよみはべりける。大僧正覺忠「世を照す佛のしるし有ければ。また灯火も消ぬなりけり」。三十三所も異同あり。拾芥抄に三十三所を擧て。或人の本と校合するに。合點二十二箇所は附合。二十一所は異なるよし見えて。もし同所異名歟。はた又有異說歟とあり。そは同所異名のやうにおもはるゝもあれど。もとより異なるもあるべし(後に廢したる寺などある故なり)。懷子(十)「尊きに終はましらむ歌の道。ほとけの御國ねがふ順禮。長好」。順禮歌(御詠歌なり)と付たり。此歌いつの程よりありともしらず。其內しめぢかはらの歌は。新古今雜に。觀音の御歌とて出つ。嵯峨の歌は「鷲の山再びかげのうつりきて。さかのゝ露に有明の月」。續古今に出て寂蓮の歌なり。その餘はいとふつゝかなる口すさみとみゆ。三十二番職人盡歌合

シユム

に。順禮と高野聖とつがひたり。花の歌「おひずりに花の香しめて中いりの。都の人も袖にくらべん」。判云。高野居住之聖。諸國順禮之客。或期二五十六億之會座一。或約二三十三所之靈場一。共雖レ結二佛道修行之果一。立慕二人間榮耀之花一。歌科更無二甲乙一。判詞難レ辨二勝劣一者乎。また述懐歌「同行のめぐる御てらのその數に。三十三の茶かはりもかな」。此繪にかける【おひずり】は。紺の袖なしはふりの背に白き布ひと幅縫つけたるなり。是を南留捗志に衰絰の遺製とおもへるはひがことなり。思ふにこれは笈摺にて。笈を負ふに。そのあたる所すれて破れやすければ。白布をつけたるものなり。されば染たる布ならでもあるべきを。今は赤き布をも付るは。女のし初たりけむを。後には男も着る事となりしにや。俳諧三疋猿「はゝきゝの今はつきりと日の移り。供の祖父にも赤い笈ずり」。正徳元年五月二十一日。近き頃町中にて疱瘡の願立の由にて。小兒に順禮の着る物を着させ。觀音。藥師へ參詣致させ候を仕ましくと有之。御觸の由云々。」蓮響錄に。おひづると巾事。甚今按に候へども。當時本願寺宗門の俗人かりそめに佛前牌前に向ひ候にも。肩衣を着し候事。彼宗門にのみ殘り。平生朝暮の事故。別に絹などにて調へ。道場參詣の折は懷中して門前にて着る禮。甚以殊勝なる事に候歟。是むかし打かけ肩衣と申て。事を略する時は袴を着せず。肩衣はかりを着せし事あり。宗五が記にみゆ。此餘風彼宗門の徒にのみ殘りたることゝ被存候。件のおびづるといふ物。もしや此打かけ肩衣の餘風なるにやといへり。彼宗徒の肩衣を。古くより着し物と思へるより。かゝるひがことも出來めり。いと近く寛文。延寶ころの繪にも。彼宗徒が御堂に參る處を書たる。皆よの常なる麻上下の體なり。はふりたる肩衣あることなし。さればそれよりも猶後に作りたるものなり。彼宗門にて女はかならず黑き帽子を着る。こは綿帽子すたれて出來しなれば。はふり肩衣も大かたおなし頃よりなるべし。おひずりとこそ職人盡にもよみたれ。おひづるとは先あやまれり。これをもかの肩衣といへるは。其ひがこと衰絰の遺製よりもなほはなはだし。按するに。順禮の笈摺に。赤き布一幅交へ縫ふは。親の現存するを示すものとぞ。」【西國順禮】といひしは東國よりの名と聞ゆ。物みめぐる事さまぐゝあり。南紀山陽已東の國々を巡るに。畿內の人もこれを西國と云こと古し。應永以後の札多くあり。札は木にて作れるのみならず。しんちうも銅もあり。好事家これによりて札をうつことは。應永ころより專らなりといへるは非なるべし。華山院御札にかゝせ給へりと。新拾遺集にあるをや」といへり。尙鹽尻等に種々見えたれと。爰に略す。

シユメシヨ　主馬署は。ウマノツカサと讀む。春宮の內の御馬を奉行する職にして。天子の主馬寮に似たり。主馬首。相當從六位下。唐名廐牧令。一人。佑。令史。三才圖會に東宮の官にて主馬者重代侍等可望補也と記せり。

シユリグジヤウシ　修理宮城使は。臨時の官なり。大日本史職官志に左右修理宮城使（宮城或作二坊城一）。其建置不レ詳レ爲二何時一也。左右各二人。淳和帝天長八年。勅準二防鴨河等別當一。以二四年一爲二遷替一。（類聚三代格）。仁明帝承和六年。各省二一人一。（續日本後紀）。仁壽二年。停レ使隷二木工寮一。（類聚三代格。日本紀略）。清和帝貞觀十五年。復置（日本紀略）。後世廢置不レ一云（參取外記日記。東鑑諸書）。

シユリシキ　修理職は。朝廷の營繕を司る。大日本史職官志に云く。初朝延置二造宮官一。掌二宮殿營作一。文武帝大寶元年。昇準レ職。後又昇爲レ省。列二置卿輔丞錄一。與二八省一齊矣。桓武帝延曆元年罷レ省。（續日本紀。）十五年復置爲レ職。官位視二中宮職一。十九年加二造宮大進一人一。（日本紀略。）平城帝即位歲。廢レ職併二木工寮一。（日本後紀。）嵯峨帝弘仁九年。更置二修理職一。令レ掌二造宮職務一。官位一同二舊職一。（類聚三代格。參二取官職秘鈔後附一。）大夫一人從四位下。亮一人從五位下。（官職秘鈔後附。職原鈔。大夫亮竝置二權官一。）大進一人從六位上。少進二人從六位下。大屬一人從七位下。（元龜本拾芥鈔引二一本一。作二正八位下一。）少屬二人從八位上。（延喜式。伊呂波字類鈔。職原鈔。拾芥鈔。）史生八人。（延喜式。職原鈔八人。據二類聚國史。伊呂波字類鈔一。延喜式作二十人一。）職掌二人。使部三十人。直丁三人。（伊呂波字類鈔。）算師一人。（類聚國史。弘仁十三年置。拾芥鈔作二三人一。）後復停レ職。隷二木工寮一。（類聚三代格。本書此條損缺失二年月一。據二其所レ載宣一勅二清原夏野一官銜。蓋天長二年事也。然無二他明證一。故不レ書レ年。）

ジユリヤウ　受領は。官名を拜することなり。王朝の末。其の官に拜しても。任に赴かずして目代を遣して務を辨ぜしより。足利氏織田氏の頃には官名は唯ゝ位の如くに其人の位置を定むる具となりて。司るべき職名にはあらずなりぬ。左れど自から受領の規定ありて。臣下は常陸。上野。上總の三官にはなるとなく。德川時代に在ては。又武藏守。尾張守は他家の受領することなく。參河守と越後守は津山侯に限り。薩摩守は島津氏に限り。陸奥守は伊達氏に限り。其の他は同苗同名に非る限り。何の守とも付くるを得しなり。大概は本人より何の守を望むと申出づれは許されしなり。左右兵衞督は尾州家。常陸介は紀州家。左衞門督は水戸家の代々兼官と定まり居れば之を禁じ。唯ゝ佐又は尉を名乘るは許されたり。又右馬頭は將

軍の儲貮の任ぜらるゝ官とて。甲府。館林兩宰相の外は左右馬頭助とも許されず。又御三卿の現官名に據りて。其同じ官の受領は總べて臣下にて遠慮し。之を改めんことを請求するを禮とせり。例へば田安家にて右衛門督なれば。右衛門佐も尉も遠慮し。一橋家にて民部卿たれば。民部大輔も少輔も遠慮するか如し。武家にて稱せざる官は。勘解由長官。次官。判官。衛門大夫。兵衛大夫。左右近大夫。左右京進。修理進。藏人頭。大舍人頭。主馬頭。佑又は允は之を受領する例なし。又大夫。大輔は四位以上の相當官なれば。丹羽左京大夫。榊原式部大輔。奥平大膳大夫。酒井修理大夫。伊東修理大夫。本多中務大輔。田村左右京大夫。喜連川左兵衛督のみは。四位以下にても此の受領をなすことを得る例なり。旗下にては。奉行。若年寄。目附など種々の職に就く時は受領名を許され。從五位下に拜するを得る也。刀劔鏡師は。諸國の守。介。掾に。菓子師。音曲師などは諸國の大少掾に受領するとあり。盲人は總錄。撿校。勾當に。繪師。醫師は法印。法眼。法橋に叙するとあり。後世は京都に至り金を以て之を買ふことを得たり(シヨタイフ參看)。

シヨヰム　[書院]　書院は。俗に貴族家の客室をいふ。されど書院の稱はもと。和訓栞にしよゐん。書院の字唐史に見ゆ。もと講學讀書の所なるを。今は專ら對客の所を稱せり。ゐんの音は古音の正しき也。」又四季草に云。書院の事。今世武家にて。客に對面する所を書院と云ふ。古は大家には【主殿】といひ。又【客殿】といひ。小家にては【出居】といへり。是對面所なり。書院とは佛寺にて佛書を講ずる所なり。俗家には無き事なり。然るに太平記三十七卷(新將軍京落の條)に。佐渡判官入道道譽都を落ける時。我宿へは定てさもとある大將を入替んずらんとて。尋常に取したゝめて。六間の【會所】には。大紋の疊を敷雙べ。本尊。脇繪。花瓶。香爐。鑵子。盆に至るまで一樣に置調へ。書院には羲之が草書の偈。韓愈が文集。眠藏には沈の枕。緞子の宿直物を取り副て置く云々。會所といふは主殿とは別なれども。是も客に參會の所なるゆゑ會所と云へるなり。今世にていはゞ。勝手書院と云類なり。右の文に。會所とありて又別に書院とあり。是對面所會所と書院と別なる證なり。おもふに鎌倉將軍の時代北條家甚禪法を崇敬す。足利尊氏公も亦禪法を尊信して。夢窓國師を師とせらる。されば。上の好む所下必これに效ふ事なれば。皆禪法を學ばざるはなし。故に其家居の中に。書院を立て佛書を講じ坐禪する所とす。此書院は佛學する所なるゆゑ。床には佛像の繪をかけ。鶴龜の燭臺。花瓶。香爐。香合。喚鐘。拂子などを置くなり。如此の佛具を俗家にもてあそぶ事常になりし故。書院ならざる會所。對面所へも。佛具を置きて飾とするやうにみだりになり。後には對面所をも書院と唱へ違へたるなるべし。今世書院の眞の飾とて。佛前の三具足。喚鐘。拂子などを武家の對面所に用るは。古き事は古き事なれども。元來武家の飾にはあらず。佛家の飾なるゆゑ。俗家にて祝儀の日などには酙酌すべき事なり。然れども今世は重き祝日などには必かの飾を用る事になれり。其の本を知らざるかゆゑなり。武家にての座敷飾には。甲冑。弓矢。太刀なとの類をこそ用ふべき事なれ。また出居といふ事。小家には限らず。嬉遊笑覽云。續古事談に後三條院宣旨を太神宮に奉らむとせさせ給ふ條に。其御時迄は。いでゐの御座にて供御はまゐりける云々。出居とはあるじの出て居べき處をいふなり(源氏物語柏木卷。夕霧致仕の大殿を訪ふ處。おとゞの御いでゐの方に入たまへり)。民家にても一段高き處にや(義經記伊勢三郎義經の臣下となる條に。我身も出居のしとみあけて。燈だい二ところに立て。はらまき取てそばにおき云々)。室町殿日記大森傳七郎切死の條。葛屋のはかなきは。天井ちかくて切そんじ(よせ手傳七を切そんじたるなり)。よる程のやつばらうたれて云々。傳七今は罪つくりに何かせんと。出居へふつと走りあがつて。云々と見えたり。また今世【附書院】と云ものは。事跡合考に。異邦書院作りの營法を不知して唱ふる者とぞ。書院は床に掛物。香爐等あり。棚には書籍等を置き。俗に附書院といふは。其高さ机案のことく。向ふに明障子を立て。即この机の上に書籍を披閱し書寫する事。全く書案なり。されば東山殿書院の飾りやう。此机の上に硯筆等を置る。末代猶如此書を學ぶ爲なれば。如此結構の間を書院と云。附るといふ字。床の脇に作り付たるを見ていふ俗稱なりといへり。これはそのもと末をわきまへぬ妄言なり。附書院の製は。未だ禪法行はれず。書院といふもなき已前より有しを。後かの書院なる床棚などの趣に似たるから。附書院といふ名も出きしなり。もとこれをば出し文机とぞいひける。圓光大師傳に。上人黑谷にして華嚴經を講じ給ひけるに。青き小ぐちなは机のうへにありけるを。法蓮坊信空に取て捨べきよし仰せられければ。法蓮坊かぎりなくくちなはにおづる人なりけれども。師命そむきかたきによりて。出文机の明障子をあけまうけて。塵とりにはき入て投捨てけりと有り。上人の居所なれば。傳中其の圖あまた所に畫きたり。今俗に高さ一尺ばかりに作りたる佛壇床と云もの。元より有し佛壇なるを。後に【床の間】出來て(これも俗には床のある間をいふ)。これをば佛壇床といひし成べし。同例と見えたり。又住居のうち賓客を請する室を座敷と稱す。是即ち書院と同しきものなれは下に合叙す。貞丈雜記に。【座敷】の事を

舊記に。六間の座敷。九間の座敷抔と云事あり。六間とは十二疊敷也。九間とは十八疊敷也。北上記に見えたり。然れば一間と云は疊二帖敷にて六尺五寸四方也。即一坪の事也。座敷の上座に床と云物を作る事。上古になき事也。鎌倉の頃以來の事歟。尊氏公夢窓國師に歸依ありしより。將軍家代々禪家の國師を師として御受衣ありし也(受衣とは弟子になりて僧衣を受て着する也)。然る間禪法世にはやり。出家の風俗武家に移りたる事多し。床も佛家にての佛壇也。本尊を置く所也。座敷の床の柱に折釘を打て置くを。てうづかけと云也。源平盛衰記卷四。鹿谷酒宴の條に。破れたる瓶子の首を平氏の首になぞらへ。廣緣を三度廻し。獄門の樗の木に係くと名つけて。大床の柱にゑぼしかけにぞつらぬきて結付たりと見たり。右のゑぼしかけといふも。てうづかけといふも同し事也。てうづかけもゑぼしかけもゑぼしの緒の事也。柱の折釘を。てうづかけともゑぼしかけ共いふ事は。ゑぼしをぬぎ休息する時。てうづかけをゑぼしに結そへて。其てうづかけを柱の折釘にかけて置也。されば其折釘をばてうづかけかけといふべき事なれども。かけ〳〵と重れていへば。聞にくきゆゑ。折釘の事をてうづかけ。ゑぼしかけといふ也」と見えたり。

ジヨウキ　キクワン　蒸汽機關。取締の法は警視廳史稿に云く。明治十年十二月二十一日。甲第六十號を以て。蒸汽機關を裝置する諸製造所を建設せんと欲する者は。器械の構造及び土地の圖樣を副具し出願せしむ。二十二年五月二十九日。警察令第二十一號を以て。汽罐及汽機取締規則を創定す。規則の略に曰く。凡そ營業用に供する汽罐及汽機は本[illegible]の檢査を受くるに非らされは。之を定置し。若くは使用することを得す。汽罐。汽機等を建設せんとする者は。所轄警察署を經て。本廳の允許を受け。其器械若くは構造を變換するとき亦同く允許を受け。構造落成の後檢査を受けしむ。允許を得るの日より三十日以內に建設に着手せさる者は。允許の効を失ふものとす。汽罐。汽機等の毀損に係り。其他危害の虞ありと認むるものは。其の使用を禁止し。檢査證を還納せしむ。本廳は每年檢査員を派遣し。汽罐。汽機の要部を點檢せしむ。定期檢査は每年二回。臨時檢査は其必要と認むるとき之を施行す。但定期檢査の日時は一週日前に所有主に通知す。其檢査を受けす。或は檢査を拒む者は汽罐及び汽機の使用を禁す。而して附するに。本則に違背する者は。三日以上十日以下の拘留に處し。或は一圓以上一圓九拾五錢以下の科料に處するの制裁を以てす」とあり。以後各府縣にて同樣の令を發せり。船舶の汽關取締法は。早く規定あり。汽車に付ては其の發令大に晩し。共に其條下に其の令を載す。

シヨウデム　昇殿。內裏殿上に昇るを昇殿といふ。四位以上および六位藏人昇殿を得る也。和訓栞に。侍中群要を引て。凡聽二昇殿一者別當奉レ勅傳レ宣。藏人頭即書二宣旨一。而後令レ奏二慶賀拜舞一。昇殿即以附レ簡」といへり。昇殿を聽されさるを地下といふ。仙洞のみの昇殿を許さるゝを院の昇殿と云ふ。

シヨカム　書翰。(テガミを見よ)

シヨキクワム　書記官。明治八年。元老院を置きて。始て正。權。大。少書記官。正。權。大。中。少書記生を置く。是書記官。書記生の名の起りなり。後內閣を置きて書記官長あり。伊東巳代治之に任して。俗に翰長と云ふ。尋で貴。衆兩院及各省府縣にも書記官を置く。書記の名目は裁判所を最古しとす。

シヨクザイ　贖罪。贖罪解除といふこと。遠く素盞嗚神の故事より起り。上古は刑律もとより簡易なるとなれは。財を以て罪を贖ひし事。史上に多く見ゆ。大寶の頃。律を定められ。刑法大に備はれり。名例律云。應二議請減一。及八位勳十二等以上。若官位勳位得レ減之人父母妻子。犯二流罪以下一聽レ贖。また獄令云。贖二死刑一限八十日。流六十日。徒五十日。杖四十日。笞三十日。若無レ故過レ限不レ輸者。會レ赦不レ免。名例律又條云。以レ官當レ徒者罪輕不レ盡二其官一。留レ官收レ贖。官少不レ盡二其罪一。餘罪收レ贖。其犯レ除レ名者。罪雖レ輕從レ例除免。罪若重仍依二當贖法一。刑部式云。贖レ罪無レ銅。准レ價徵レ錢矣抔見え。大概の罪は錢を以て贖ふを許し。又官位ある者及其親子は。官位を貶して罪を贖ふを許せり。鎌府以後武治のころ。法律に贖刑を置かざるが如し。明治維新後新律を定められ。贖罪收贖の刑を設く。凡贖罪は士族以上の婦女的決し難き者。例に照して[illegible]罪す。庶人過誤失錯連累。其他不幸に出て事情憫諒す可くして。的決し難き者も亦之に依る。凡收贖は老少癈疾の矜恤す可き者例に照して收贖す。卒以下の婦女も亦之に依る。」右を改定律例に。凡士族以上の婦女的決し難き者贖罪する例を改め。平民婦女及老少癈疾と同く收贖すと見ゆ。其贖例の目は。過失殺傷收贖。官吏公罪贖例。同公罪罰俸。同私罪贖例。華族贖罪。徒限內老疾收贖。誣レ輕爲レ重收贖例等なり。共に新律および改定律例に見ゆ。今まその例圖を爰に略す。現行刑法には贖罪の刑名なし。却て科料を拘留に換ふるの制あり。

シヨクジ　食事。我が國民は米穀を以て常食とす。米は上等社會の食料とし。麥。稗。粟。黍は農人の常食とせり。(コクモツ參看)。而して副食物は魚。貝。鳥。獸肉。野菜を用ふれども。中古佛法の流行と共に。獸肉は食ふ者稀に。鳥肉亦之を食ふ者少く。唯魚。貝のみを食ふを許し。獸を屠り又は之を食ふ者は穢るゝを以て。神

佛を拝することを得すとせり(ケガン。エタ。ニクシヨク參看)。

【食事の度數】畝問池答に曰く。古は日に三度つゝ食事いたし候哉。軍中には夜食なしと承り候いかゞ。答。皇朝にては治亂の差別なく。定れる食事は。上一人より下萬民に至るまで。一日に二度なり。其の證は天子大床子御膳(内膳司の供する所)二度なり。後醍醐天皇の日中行事には。朝午刻。夕申刻と見ゆ。此外に朝餉の御膳(女房の御供)。三度めし上らるゝことあり。是は内々の事なるべし(大床子は御くすりなるべし)。武家の式も左もありけん。御家(德川氏の事)にても朝夕は御汁添ひ。御菜類もあり。御三度目は御汁も添はず。御菜類も少し。又永夜には御四度めもあれども。猶更事そぎたるさまなり。享保の御時(吉宗將軍儉約の令出したる時を云ふ)は。昔の例しをも思召けるにや。御三度目は召上られざりし也。今も田舍にて節供には二度(朝五つ時。夕七つ時。)食する所あり(兒玉郡の風俗)。常は三度なり。其上に長日には小晝飯を用ひ。永夜には夜食と云ひて食する事あり。是れ朝夕二度の外は皆臨時に設くる意なるへし。武家にて二合半二度を一人扶持と云ふも古き定なるべし云々とあり。僧侶は一日一食を本とし之を齋と云ふ。時の意なるべし。臨時に食ふを非時と云ふ。又畿内其外にて。朝は汁なくして茶粥を食ひ。晝に至りて暖き飯を炊きて食ふ地方多し。支那も西洋も二食なる國多きなり。我か國の職人。米舂き。湯屋の三助など。四度の飯を食ふは例外なりと云ふべし。

【七五三の事】四季草に云。七五三の膳と云を。今世しらぬ人は。本膳にさい七つ。二の膳にさい五つ。三の膳にさい三つ。くみ付る事と思へり。それは七本立。五本立。三本立にて。さいの數の事なり。七五三の膳部にはあらず。七五三といふは。まづ三とは式三ごんなり。膳三つあり(引渡し。打身。わたいりなり)。五とは。五こん出すをいふ。其五こんは初獻烹雜(ざうにのことなり)。添肴あり。二獻まんぢう。添肴あり。三獻あつ物(すひ物の事なり)。四獻むしむぎ(ひやむぎ。ぬるむぎ。時節によるべし)。そへ肴あり。五獻やうかん(又すいせんかんの類)。そへ肴あり。右の膳何れも組付け物あり。七とは飯(湯つけにても同)。七の膳まで出すをいふなり。これらの食物の調やうは。庖丁の家々に傳へて故實ある事なり。武家の知る事にあらず。庖丁家に尋ねしるべし(貞丈雜記同じ)。

【高盛】同書云。高盛の事。式正の膳は白木にて。飯も汁もさいも皆かはらけに盛るなり。土器は淺くして食物多く入らぬゆゑ。高くもり上るなり。飯もかはらけには多く入らざるゆゑ。高く盛るなり。是高盛の主意なり。然るに今世は祝事あれば。塗たるおや椀に飯を高くもり上る事あり。椀はふかくて飯多く入る物なる間。高盛に及ばざる事なり。又飯ばかりを高盛にするも本式には違ふたり。高盛を好まば土器にもるべし。

【食法の事】又云。物くらふに法あり。古事談に云(卷一)。德大寺大饗に。宇治左府令レ向給之時。如法令レ食給云々。事畢之後。別足之食樣見習はんとて。人々群寄見ければ。緫目よりは上を少つけて切たりけるを。かゞまりたる方を一口令レ食給ひたりけり云々。(大饗とは。大臣の大饗とて。大臣に任せられたる人。其祝に外の大臣を正客に招き。其外大中納言參議等を相伴に招きて饗應せらるゝ事なり。其時正客の大臣を尊者と云。德大寺殿の大饗に。宇治殿尊者に參りたまひしなり。別足とは鷹の捉たる雉の股を云なり。是を別足と云事は故事あり。今略レ之。雉は必やきとりにするなり)。これ雉の燒鳥の食樣を見習はんとて。人々の集て。膳の下りたる時に打寄て。かのくひ殘りを見し事をいふなり。古の人は禮儀古實を貴びしゆゑ。如レ此事も心を付て見習ひしなり。今世の人は風俗かろ〳〵しく。鼻のさき智慧のみにて。食物のくひ樣の法などいふ事はあざ笑ふ人多し。世風の衰へ賤くなりたるなり。又古今著聞集(卷十八飲食部)云。柚を切る事は盃酌至極の時の肴物なり。盃をとる人必三度のむ事にて侍るとかや。其のみやう。きるを見て一度盃に入て。一度食して一度也云々。古はかやうの事にも法ありしを考見るべし。

【菜ごし移箸の事】南嶺遺稿云。菜越。移り箸の事は。今川駿河守義元の記錄に有て。天文年中の故實也。料理によつて移り箸といふ事を嫌ふ。小笠原にも是を用ゆ。一汁三菜二汁五菜まて。三の膳が十一菜まて也。一汁五菜にても七五三であらうが菜越を嫌ふ。先喰やうは一に皿。二に坪皿。三に何と云心持にて。持出したる次第に喰也。まへに有ものを越してむかふの菜を喰ふ事をきらふ也。移箸も菜より菜に渡るを嫌ふ也。飯に付て拵へたる菜なれば。飯か第一の賞翫也云々。

【箸の置方】貞丈雜記云。膳のふちに箸をもたせかけて出すは。客人の取よき樣にする也。食ひ終て箸を膳のふちにかけず。ふちをはづして納めおくは。陪膳の人に箸を落させまじきが爲也。是禮なり。又式正の時は箸の臺とて耳かわらけに箸をおく也。膳のふちに懸る事なし。ある說にふちをはづして箸を納るは。うれへの箸とて佛事などの時如此すると云說あり。此說用べからすあやまり也。又椀の笠なともうつぶけて膳のふちにかけおけば。陪膳の人落すこと有ゆゑ。笠もふちをはづしてあふのけておいて膳をあけさせべき也。およそ膳の上の物。陪膳の人取落しあやまち

なき様にしてあてがふ事。陪膳の人へ對しての禮なり。心を付べきなり。」右宴會振舞ことに係かる事の概略を擧るのみ。大饗。宴會。尙齒會なとの如きは。各其條項を開き見るべし。

【さい越しの酌をきらふ事】さいは敷居也。敷居は座敷の隔也。物のへだてたる所を越して。食物呑物の類を人に遣すをは忌む事也。其仔細は。囚人を捕へて牢におしこめ置たる時。牢の格子をへだてゝ。外より食物湯水等を入れあたふる故。常には物をはへだてゝ食呑物を人に遣す事をいむ也。さいごしの酌きらふ事。條々聞書。酌辨記等に見えたり。

シヨクダイ　燭臺。貿易備考云。燭臺は蠟燭を立るの具にして。金屬又は木材を以て之を造る。其形狀各種ありと雖も。普通の品は底基の中央に柱を立て。其頂に火皿を設け。火皿の中心に鍼を植て。燭心の孔を此鍼に貫くなり。其小なるものを手燭と曰ふ。職員令に燈燭のこと見え。義解に油火を燈と爲し。蠟火を燭と爲す。大寶以前既に蠟燭ありしこと明なり。然とも昔時は燈臺を以て正式と爲し。燭臺を以て略式と爲せり。故に殿上には必らず油火を用ひし也。」按するに古昔用ふる所の燈臺は。最も質樸なる制にて。細く丸き木を三ッがなわにゆひそをひろげ。上をすぼく結ひて其上に燈盞を置き油火を燃すなり。禁中夜の公事にこれを用ふといふ。貿易備考また云。支那に於て蠟燭及び燭臺創製の年代は。諸說一定せすと雖も。唐以前の諸書に散見せるを以て。其之を用ふるの舊きを知るへし。或說に蠟燭の歐洲諸國に行れしは。一千三百年代の頃に在り。初めは甚た以て珍異の品と爲し。貴人に非れは之れを用ふること能はすと爲す。當時未た燭臺の製あらす。故に貴人饗宴を開き。蠟燭を用るには其從僕をして之を手に執らしめたりと云ふ。然れは西洋にて燭臺を創製せしは迥に後世の事なり。其製銀。錫等の諸金屬を以て之を造り。頂上に圓筒狀の穴ありて蠟燭を挿むの處と爲す。又一種スプリング(發條機)を設け。其彈力に由て。蠟燭をして常に一様の高さに在らしむるものあり。是れ最とも要用の品たり。近來本邦より海外に輸出するものは。洋製摸造のものなり。」さて今は蠟燭を用る所も。多くはラムプを用ふることになれり。また南嶺遺稿に。黑塗燈臺は貞觀式を考ふるに。喪中に黑塗の燈臺を用ゆ。佛事に限る事と見ゆ。」とあり。

シヨクデム　職田は。職分田ともいふ。職務に就いて賜はる所のものなり。德川幕府の制に所謂役料と同しきものなり。其の定めは太政大臣四十町。左右大臣三十町。大納言二十町なり。少納言以下にはなし。但在外官には職田また公廨田といふを給すと云。則太宰帥十町。大貳六町。少貳四町。大少監二町。大判事二町。大工。少判事。大典。防人正。主神。博士一町六段。少典。陰陽師。醫師。少工。算師。主船。主廚。防人佑一町四段。諸令史一町。史生六段。また諸國は大國守二町六段。上國守。大國介二町二段。中國守。上國介二町。下國守。大上國掾一町六段。中國掾。大上國目一町二段。中下國目一町。大領六町。少領四町。主政。主張二町なり。尙は委しき事は大日本租稅史に。令義解。續日本紀。延喜式等の古書を引て詳なり。

シヨクモム　織文。(モヤウを見よ)

シヨクヱ　觸穢。(ケガレを見よ)

シヨシキ　書式。我國公私の文書各方式あり。故に公文式。手紙。闕字の條を見るべし。

【姓尸書法】安齋隨筆に云く。江家次第卷二叙位篇云。上卿仰ニ外記一令レ進ニ硯續紙等一。此間令下參議書中可レ給ニ二省一下名上。書様。注。四位五位書ニ姓尸名一。六位不レ書レ尸。依レ數書ニ其本位一無レ漏ニ一人一。公卿不レ入ニ下名一云々。」貞丈按。二省は式部省。兵部省なり。式部省は文官の事を掌り。兵部省は武官の事を掌る。故に位に叙したる人の姓名を書て式部。兵部へ授け下し給はる。下名と云なるへし。此書き様は職原抄の姓朝臣。名朝臣の事とは違ひ。別の事也。一つに混すへからす。下名の書體。江家次第にあり。

シヨシダイ　所司代。足利幕府の始め。侍所を置き。長官を【所司】と云。山名時氏。今川貞世始めてこれに任す。【所司代】は所司の代理にして其始めは所司の稟請に起り。貞治中。所司佐々木道譽。部下吉田源覺を以て。所司代の職を執らしめたるを始とす。文明以後は所司と共に廢れたり。【小所司代】とは所司代の私に置きたる職にして。官職にあらず。開闔は文明以後は。所司の事を代て行ひたるが如し。寄人。小舍人。下部ありて之に屬隷せること鎌倉の例に同じと。【德川幕府時代】その後織田氏の時初めて京都所司代の職を置き。慶長五年。德川氏關原の役に勝ちてより。奧平信昌を以て。京都の制法を掌らしむ。後板倉勝重を此職とす。慶長十八年侍從に任す。爾來所司代たる者從四位下侍從に拜するを例とす。職掌は禁闕を守衞し。及ひ官用を辨理し。公卿を監し訴訟を聽斷し。社寺を總掌し。兼て京都町奉行及奈良。伏見の兩奉行を管轄し。又京都代官。二條城諸吏の事を知る(或は五畿。丹波。近江。播磨八ヶ國の公事に關するともいへり)。五六年に一度宛參府して將軍に

謁す。帝鑑間。鴈間の重代の大名。大阪城代。若年寄。奏者番を經て此職に補す。役知一萬石にして與力五十騎。同心百人を附くと。官職制度沿革史に見ゆ(サブラヒ參看)。

シヨジヤク 書籍は。もと竹を編みたるを。後に紙を繼きて卷物となし。またそれを今の如く册子となせしものなり。今諸書を摘抄し下に載す。增韻云。可ニ舒卷一者曰レ卷。編次者曰レ帙(音姪袟袠竝同)。所ニ以裹レ書也。書ニ文字一曰レ衮(俗云外題)。卷帙飾曰ニ褾紙一。褾亦同。」道書以ニ一卷一爲ニ一局ニ(音軸)。今人即謂ニ之卷一非也。佛書以ニ一章一爲ニ一則一又謂ニ一縛一など見ゆ。貞丈雜記云。書籍を幾卷と云。又卷の一卷の二なと、云事は。上古には紙なかりし故。竹をわりて火にあふりて油をぬきて。其わり竹にうるしにて文字をかきて。韋にてあみつらねて。卷て置し故。幾卷といひし也。又一篇二篇といふも。あみて置し故也。篇はあむとよむ字なり。書籍を作る事を書をあむと云も。右の事より起りたる詞なり。卷物はよむ時くりひろげて便り惡き故。折本。とぢ本にするなり。とぢ本なれ共。猶古の趣を以て幾卷共。卷の一なと共云也とあり。又梅園日記に。客問。書籍言レ本。有ニ明據一哉。答曰。皇朝類苑日本下云。安南都督吳越錢氏多因ニ海舶一通レ信。天台智者敎五百餘卷有レ錄而多闕。賈人言。日本有レ之。錢俶置ニ書其國主一。奉ニ黃金五百兩一。求レ寫ニ其本一。盡得レ之訖。今天台敎大布ニ江左一矣(白河燕談)。佛國記に。北天竺諸國皆師々口傳無ニ本可ヒ寫とあり。晉時書籍を本といへり(寒夜筆談)。孔子家語後序。天漢後魯恭王壞ニ夫子故宅一。得ニ壁中詩書一。悉以歸ニ子國一。皆所レ得ニ壁中一科斗本也とあれば。本と云こと久しけれども。本義明らかならず(昆陽漫錄)。書籍を本といふ事。後漢書に草本と見え。皇朝類苑に本とばかり見え。正本は北史に見ゆ(和訓栞)。先賢行狀云。延篤少從ニ唐溪季度一受ニ左氏傳一。欲レ寫無レ紙。乃借レ本誦レ之(藝文類聚後漢書延篤傳注引)。又北齊祖珽傳。寫畢退ニ其本一曰。云々。蓋六朝以來屢以レ本言レ之也。但白氏六帖載下漢河間獻王從レ民約。借ニ善書一必好書寫レ之。留ニ眞本一加ニ金帛一賜以招ヒ之。然此據ニ漢書河間獻王傳一。原作レ留ニ其眞一無ニ本字一。白氏即由下師古注眞正也留ニ其正本一之言上而加之耳。然則當下以ニ延篤所ヒ言爲ヒ始也(閑窻雜錄)。按するに。文選魏都賦注李善曰。風俗通曰。案ニ劉向別錄一。讎校。一人讀レ書校ニ其上下一得ニ謬誤一爲レ校。一人持レ本。一人讀レ書。若ニ怨家相對一爲レ讎とあるを始とすべしといへり。さて書籍の部類は極て多けれとも。其大略は。史類。神書。雜史。記錄。有職。姓氏。字書。往來。法帖。草子。物語。日記。紀行。和文。勅撰。和歌。私撰。家集。歌合。百首千首。類題。歌學。詩文。醫書。敎訓。管絃。地理。名所。隨筆。雜書。稗史。儒書。釋書。洋書等なり。宇多天皇の寛平年中藤原佐世。日本現在書目錄一卷を著はし。一千五百七十餘部の目を收む。後花園天皇永享十一年大外記淸原業忠。本朝書籍目錄一卷を著はす。其載する所凡五千八十七卷にて。卷數を記さゞるもの七十八部あり。近世尾崎雅嘉群書一覽和書の部六册を著す。明治以後には國書解題あり解題目錄の體裁なり。此他書目錄數多あり。猶セイホン。シユツパンの條を見るべし。

シヨジヤククワム 書籍館。又圖書館と云ふ。文藝類纂云。古へ書籍を貯へて人に讀ましめたる書籍館あり。續日本紀。天應元年石上宅嗣薨せし條に。捨ニ其舊宅一以爲ニ阿閦寺一。寺內一隅特置ニ外典之院一。名曰ニ芸亭一。如有ニ好學之徒一。欲ニ就閱一者恣聽レ之。仍記ニ條式一以貽ニ於後一と。是私學の類なれと。生徒敎育の文無れは。是私の書籍館ともいふへし。」按るに。此事敎育史略にも載せて。次々に和氣氏の弘文院。菅公の紅梅殿等の事に及べり。しかれども弘文院以下は學生を敎育するの所なれば。書籍館とは稱し難し。故に今取らず。明治維新の四年に。東京湯島の舊昌平黌(則大學也。此事は學校の條に出す)を書籍館となし。同五年六月。その藏書を衆人に縱覽するを許し。借覽規則を定む。同六年三月十九日。文部省所轄博物館。書籍館。博物局。小石川藥園共。太政官中博覽會事務局へ合併す。同七年二月書籍館の藏書是迄各廳へ貸渡し來りし處。以來は貸渡を止め。見閱を要する時は同館に就て見せしむ。同十一月二十九日。湯島書籍館を以て議院と稱せし處。地方官會議延期に付。右場所を文部省へ引渡たす。同八年二月九日。博物。書籍二館。博物局。小石川藥園共。博覽會事務局へ合併の儀自今差止め。右場所都て文部省に管轄せしむ。同年十一月。博物館所屬淺草文庫を設立し。諸典籍を蒐集し公私の借覽を許し。借覽人心得方規則を定む。同十年三月二十八日(文部省報告)。文部省所轄東京書籍館廢止の處。東京府に於て更に開館の擧あるに付。同館書籍等該府へ引渡す。同十三年五月七日。東京書籍館を文部省に屬す。尋て【東京圖書館】と稱すと。當時圖書館尙舊昌平黌內にあり。尋て之を上野敎育博物館內に移し。舊の如く公私の閱覽を許したり。其後二十二年三月。勅令第二十一號を以て。更に圖書館官制を裁可せられたり。東京圖書館は文部大臣の管理に屬し。各種の圖書を蒐集保存し。及閱覽參考の用に供する所とす。東京圖書館に館長。館次長。書記を置き。館長は(一人奏任)文部大臣の命を承け。圖書の蒐集。保存。分類。整頓及目錄編纂。其他一切の館務を掌理し。職

シヨシ

員を統督す。館次長は（一人奏任）館長の職務を佐く。同三十年四月。同館を廢し。帝國圖書館を置く。同三十二年調査に依に。同館藏書の數は三十八萬二千八百三十册にして。其中公衆の閲覽に供するものは。十八萬八千二百五册也。更に之を區別すれは。和。漢書十五萬二千三百九十一册。洋書三萬五千八百十四册なり。同年貸付圖書の種類に就き。其多少を比較すれは。最多きは歷史。傳記。地理。紀行にして。百分の二十强。次は數學。理學。醫學にして百分の十九。次は文學。語學にして。百分の十八强。次は國家學。法律學。經濟學。財政學。社會學。統計學にして百分の十五强に當り。其他は皆百分の十以下に止まり。即ち年々の比例と大差なし。以て同館閲覽者の好尙を推知するに足るへし。以上官立一箇の外【公私立圖書館】は公立十二箇。私立二十五箇とす。この公私立藏書の總數は三十五萬八千三百五十二册なり、アサクサブンコ。がクカウの部參看）。

シヨダイフ　諸大夫の事。職原抄に見ゆ。此稱呼に就ては石原氏の年々隨筆に。諸大夫といふ名目。もと一義ながらさまざまに轉したれは。其所につきて定むへき心えあり。しはらく相對する所を以て辨せば。まきるゝ所なくやあらん。古書ともに侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり。侍從は。職員令に正員八人。掌常侍規諫拾遺補闕とありて。武家さまの納戸近習といふによくあたる。傍に侍て給仕する官なり。又八人のうち三人は少納言を兼。常侍云々の外に奏請宣傳をつかさどる。これも武家ざまにての納戸役にて。御用御とり次とおなし事なり。これ一切藏人の職掌なりしが。同じつかさを弘仁にならべ置れし事不審あるへし。ついであらん時いふべし。正員侍從八人の外に次侍從といふをおかる。次をなみとよむ。侍從は本役。次侍從はなみ役也。和名抄に。親王以下五位以上入二侍從籍一者百人とあるこれ也。拾遺補闕なとこそせさりけめ。よろつ侍從もおなし樣に常に侍て給仕をしたるなり。侍從と次侍從とは。職事と殿上人との如し。此二つをあはせて侍從といふ。國史に侍從以上賜祿有差なとやうにあるは。みな次侍從をも兼たるなり。諸大夫は非侍從なり。おまへちかくは仕うまつらぬ四位五位なり。侍從諸大夫の差別。藏人所にて堂上地下といふも同し。諸大夫とは。大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事。侍從ならぬをおしくるめて諸とはいふなり。國史なとに。賜宴侍臣とあるは。次侍從のみにて。非侍從（諸大夫なり）はあづからず。賜五位以上宴とあるは。恩諸大夫に及ひしなり。侍從も諸大夫も同しおほやけ人にて。俗にいふ犬も傍輩鷹も傍輩なから。近侍をゆるされさる故。うとく輕き方にはあるなり。次に公達諸大夫と相對ひたる諸大夫有。公達は代々侍從の列にて。大臣納言にものぼりしほどの人の子孫の身からをいふ。諸大夫は非侍從なる人攝關大臣の侍所に候し。恪勤して（これを肩入といふ）。其ちからをかりてなりのぼる身がらをいふ。源氏物語の性光良淸かもの瑞垣うらみし右近將監なとの類なり。かくて代々公達諸大夫なるほとに。遂に家からの名となりて。公達は近衞の次將。兵衞佐なとを經歷して納言大臣にものぼる。されと又代を累るほとにいたく微弱なるも出來て。鳥羽。後白河のころは受領にて地下なるもあり。諸大夫の英雄は辨官をへて參議にも任せしを。才器奉公打あひて內府儀同にも登揚する事となれり。打きゝては公達は尊く諸大夫はいやしきやうなれと。さる英雄は諸大夫とは昔の稱にていみしき貴族權門なり。次に名家良家といふ稱あり。名家は上にいはゆる才器奉公打あひて。內府儀同にも登庸せらるゝ家門。これもむかしは諸大夫といひし其中に名ある家をいふ事。才名の家といふ說もあるにや。才名の家といはゝ。紀傳の儒官家江家なとをこそいふへきに。職原抄などに引出られたる人々。さる家門にはあらず。その家系を推てしるへし。良家は地下にては省の輔なとを經て老後上階にものぼる程の家の事也。次には諸寮の頭なとに任するあり。その若きほど助にもなる。職原抄に。六位諸大夫任レ之とあるは。諸大夫の家がらの人のまた六位なる木と也。次に諸大夫侍と相竝ひたる稱呼あり。諸大夫はつきづきいへる如く執柄大臣に伺候して。其ちからにて昇進する人にて。かのかもの瑞垣うらみし右近將監なとの類也。年へて恪勤するほとに侍に紛るゝ所あり。侍はもと執柄大臣の家人也。家人の中に才器あるを貢人にして。諸司諸國の判官主典にも申なしたるが。五位にもなるがありて諸大夫に紛易し。畢竟は諸大夫はもとよりの公人。侍ははしめは家人にて後に公人になりたる差別なり。それは延喜。天曆それよりも上より有來し事にて。白河。鳥羽の御代なとに至りて。やうやう家柄の名となれり。元曆以後はその跡を逐ふ事となりて。時の浮沈はあれと。猶某甲某乙は諸大夫。某丙某丁は侍と家の品さたまりたり。今時親王大臣に伺候せらるゝ諸大夫は一向家人のやうにみゆれと。もとは公人にて。しかも良家なる多かり」といへり。猶職原抄を見るべし。また武家に稱する所は。四季草に。今諸大夫といふは五位の通稱なり。無官より某守となるを受領といふ。受領をしたるを則諸大夫といふなり。職原抄には諸大夫に五位六位。また四位もあれど。これは趣別なり。武家の制法は違へり」とあり。また武家孽要に。武家諸大夫筆頭代々。松平和泉守。松平遠江守。當時和泉守御老中に付。嫡子左京亮相勤之。京都所司代松平

和泉守嫡左京亮。元日御禮初。玄猪。嘉祥。五節句。月次御禮の節。松平遠江守と隔年に諸大夫之上座へ罷出候樣可被致候。且亦御謠初之節。着座可爲先例之通。其外都而其方出禮被致之通可被心得。和泉守御役中書面之通たるへく候。文政元寅八月。」都而城主の嫡子は。諸大夫也。無城の嫡にて諸大夫は。若年寄嫡。御奏者嫡。寺社奉行嫡。大阪御城番嫡。無城にて代々嫡子諸大夫。松前志摩守。萬石以下にて代々諸大夫榊原越中守。萬石以下諸大夫之御役。駿府御城代。伏見奉行。御側御留守居。大御番頭。御書院番頭。御小姓組番頭。御三卿家老。林大學頭。大御目附。町奉行。御勘定奉行。御作事奉行。御普請奉行。小普請奉行。西丸御留守居。甲府勤番頭。長崎奉行。京大阪町奉行。禁裏附。院附。山田奉行。日光奉行。堺奉行。奈良奉行。御小姓頭取。御小姓。中奥御小姓。御小納戶頭取。但禁裏附。院附は上京之上。御三家々老六人つゝ。加州家老四人」とあり。以上幕府の制萬石以上以下とも。諸大夫に列するものゝ資格は斯くの如しと見えたり。猶カクシキを參看すべし。

シヨトクゼイ　所得稅は。人民の財產及營業等より生する潤益。利息。給料等に課する稅にして。明治二十年三月十九日を以て始めて此令を下せり。勅令第五號。所得稅法。第一條。凡そ人民の資產又は營業其他より生する所得金高一箇年三百圓以上ある者は此稅法に依て所得稅を納むへし。但同居の家族に屬するものは總て戶主の所得に合算するものとす。」第二條。所得は左の定則に據て算出すへし。第一。公債證書其他政府より發し若くは政府の特許を得て發する證券の利子。營業にあらさる貸金預金の利子。株式の利益配當金。官私より受くる俸給。手當金。年金。恩給金及割賦賞與金は直に其金額を以て所得とす。第二。第一項を除くの外資產又は營業其他より生するものは其種類に應し收入金高若くは收入物品代價中より國稅。地方稅。區町村費。備荒儲蓄金。製造品の原質物代價。販賣品の原價。種代。肥料。營利事業に屬する場所。物件の借入料。修繕料。雇人給料。負債の利子及雜費を除きたるものを以て所得とす。第三。第二項の所得は前三箇年間所得平均高を以て算出すへし。但所得收入以來未た三年に滿たさるものは月額平均。其平均を得難きものは他に比準を取りて算出すへし。」第三條。左に揭くるものは所得稅を課せす。第一。軍人從軍中に係る俸給。第二。官私より受くる旅費。傷痍疾病者の恩給金及孤兒寡婦の扶助料。第三。營利の事業に屬せさる一時の所得。第四條。所得稅の等級及稅率左の如し。

等級		稅率
第一等	所得金高三萬圓以上	百分の三
第二等	所得金高貳萬圓以上	百分の二半
第三等	所得金高壹萬圓以上	百分の二
第四等	所得金高千圓以上	百分の一半
第五等	所得金高三百圓以上	百分の一

但所得金高は圓位未滿の端數を算せす。

第五條。所得稅は前半年分を其年九月に後半年分を翌三月に納むへし。」第六條。此稅法に依り稅金を納むへき所得ある者は其年所得の豫算金高及種類を記し每年四月三十日までに居住地の戶長を經て郡區長に屆出へし。」第七條。各郡區役所管轄內に七名以下の所得稅調査委員を置き每年調査委員會を開き所得稅に關する調査を爲さしむ。委員定數の外五名以下の補缺員を置き缺員の補充に備ふへし。調査委員及補缺員に選はれたる者は正當の事由なくして之を辭することを得す。」第八條。調査委員は其郡區內の選擧を以て之を定む。」第九條。調査委員の選擧人被選人は二十五歲以上の男子にして其郡區內に現住し所得稅を納むる者に限る。但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款第四款に觸るゝ者は選擧人たることを得す。」第十條。郡區長は各町村內に五名より多からさる町村選擧人の員數を定め其町村人民中第九條の資格を有する者をして互選せしむ。但便宜により數町村を合して五名より多からさる選擧人を定むることを得。町村選擧人は第九條の範圍內に於て調査委員及補缺員を選擧すへし。」第十一條。調査委員の任期は每四年とし二年每に全數の半を改選す。但第一回の改選は抽籤を以て其の退任者を定む。」第十二條。調査委員の手當。旅費其他調査に關する費用は國庫より之を支給す。」第十三條。郡區長は第六條の屆書に據り所得金高下調書を製し其屆書と共に調査委員會に付すへし。」第十四條。郡區長は納稅者と認むるものにして第六條の期限を過きて其屆出を爲さゝる者あるときは所得金高の見積を立て之を調査委員會に付すへし。」第十五條。調査委員會は郡區長の招集に由り之を開く。調査委員會の會長は郡區長を以て之に充つ。郡區長缺席するときは會員の互選を以て之を定む。」第十六條。調査委員會は會員過半數出席するに非されは會議を開くことを得す。會議は出席員の過半數を以て之を決す。可否同數なるときは會長の可否する所に依る。但自己の所得に關するときは其會議に與ることを得す。」第十七條。郡區長は調査委員

會の決議に據り各納税者の所得税等級金額を定め之を納税者に達すへし。」第十八條。郡區長は調査委員會の決議に關し意見あるときは府縣知事に具狀し指揮を請ふへし。」第十九條。納税者に於て所得税の等級金額を不當とするときは其達を受けたる日より二十日以内に所得金高明細書及其證憑となるへきものを添へ府縣知事に申出ることを得。但此場合に於けるも其税金は達を受けたる金額に從て之を納むへし。」第二十條。府縣知事は第十八條第十九條の場合に於ては府縣常置委員會に付して調査せしめ其決議に據て之を處分すへし。但其處分納税後に渉るときは税額の不足あるものは之を追徴し過剩あるものは之を還付すへし。」第二十一條。調査委員會又は常置委員會は此税法に關し調査上必要と認むるときは納税者に尋問することを得。」第二十二條。調査委員其他所得税の調査に關する者は納税者の資産及所得に係る事件を他に漏洩すへからす。」第二十三條。納税者其納期前に於て所得金高十分の五以上を減損したるときは郡區長に申出ることを得郡區長は事實を審査して其税額を減し所得金高一箇年三百圓を下るものは之を免税すへし。但既納の税金は之を還付せす。」第二十四條。所得金高を隱蔽して逋税したる者は其逋税金高三倍の罰金に處す。但自首する者は其税金を追徴し其罪を問はす。」第二十五條。第二十二條を犯したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す。」第二十六條。第六條の屆出を爲さゝる者は壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す。」第二十七條。此税法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕。再犯加重。數罪俱發の例を用ひす。」第二十八條。此税法施行に關する細則は大藏大臣之を定む。」第二十九條。此税法は明治二十年七月一日より施行す。但北海道。沖繩縣及東京府管轄小笠原島。伊豆七島に於ては官府より受る俸給。手當金。年金及恩給金の外は當分の内之を施行せす。」又同年五月五日大藏省令第八號を以て所得税法施行細則を發布せらる。」第一條。戸主に所得なくして同居の家族のみに所得ある場合に於ても一家内に屬するものは總て合算の上其戸主の名を以て屆出納税すへきものとす。」第二條。税法第二條第三項に依り所得を算出するは其年所得を生すへき現在の資産又は現在の業務に應し前三箇年平均若くは月額平均の歩合に依り又は他の比準に依るへきものとす。」第三條。物品にて收入する所得は其相當價格を以て代金を算出すへし。」第四條。税法第六條の屆出書は別紙第一號書式に依るへし。」第五條。左に揭くる者は一定の地に其納税管理人を定め戸長を經て郡區長に屆出此税法施行に關する諸般の事を辨せしむへし。一。此税法を施行せさる地に居住し本法施行の地に於て生する所得金一箇年三百圓以上を收入する者。一。内外國に旅行し又は外國若くは此税法を施行せさる地に寄留する納税者。」第六條。一人にして數箇所に於て所得を收入する者は其居住地の郡區長に屆出を爲すと同時に別紙第二號書式に依り其所得を收入する各地の郡區長に屆出へし。」第七條。郡區長第六條の屆出を受くるときは之を其納税地の郡區長に送付すへし。但其屆出高に對し意見あるときは別に其意見を付すへし。」第八條。納税者他の郡區役所所轄内に轉居せんとするとき及ひ轉居したるときは各其地の戸長を經て郡區長に屆出へし。」第九條。郡區長第八條の地に轉居せんとする者の屆出を受けたるときは直に轉居者の所得税に係る一切の事項を其轉居先の郡區長に通報すへし。」第十條。郡區長は其所轄内に於て納税者と認むるものゝ所得に關し調査上必要なる場合に於ては各地方の會社若くは一個人に對し其事項の問合を爲すことを得。」第十一條。郡區長は調査委員選擧の爲め税法第六條の屆出に依り每年五月納税者の住所姓名を其管内に公告すへし。」第十二條。調査委員會及ひ調査委員選擧に關する細則は府縣知事之を定む。」第十三條。調査委員を辭するを得る者は郡區長に於て已むを得すと思料する事故ある者に限る。」第十四條。調査委員會の決議書は會長及委員二名以上之に署名すへし。」第十五條。所得税の等級金額は別紙第三號書式に依り每年八月十日までに之を達すへし。」第十六條。區長に於て直に戸長の事務を行ふ區内に於ては府縣知事の見込を以て大藏大臣の認可を受け一區内を數部に劃し每部に五名以下の臨時取調掛を置き區長の指揮に從ひ所得税調査に關する下調を爲さしむることを得。」第十七條。税法第二十九條但書の所得に關する等級金額は北海道廳長官東京府知事沖繩縣知事之を査定すへし。」第十八條。調査委員招集に應せさるか又は會員過半數出席せす若くは其他の事故に依り第十五條の等級金額達期限までに調査を了せさるときは郡區長に於て等級金額の意見を付し府縣知事に差出し府縣知事は之れを大藏大臣に具狀して指揮を請ふへし。」云々とあり。後明治三十二年。法律第十七號にて改正あり。税率を改めて累加の度を強くし。法人の所得税は千分の二十五。公債社債の利子は千分の二十。此他は十萬圓以上は千分の五十五。五萬圓以上は千分の五十。三萬圓以上は千分の四十五。二萬圓以上は千分の四十。一萬五千圓以上は千分の三十五。一萬圓以上は千分の三十。五千圓以上は千分の二十五。三千圓以上は千分の二十。二千圓以上は千分の十七。千圓以上は千分の十五。五百圓以上は千分の十二。三百圓以上は千分の十とし。株券又は配當より生する所得

シヨト

は。之を所得の個人に課せす。其會社若くは商會なる團體に課す。又公債證書の利子より生する所得は。所得者より屆出てしめす。金庫にて利子を下付する時之を割引くとに改めたり。

ジヨハキフ　序破急。（かがくを見よ）

ジヨボク　如木。（ハクチヤウを見よ）

シヨメイ　署名は。名を自署する事なり。貞丈雜記に云。公家にては自筆にて名字（名のりの事也）を書くを以て證據とする也。判を書くは名字を書く代りとす（判は名乘を草に崩して作たる物故。名乘を書くよりは略儀なり）。然れば名乘を書くは重くして。判を書くは輕き事也。武家にては自筆にて名乘を書たるばかりは證據とせず。判を書くを以て證據とす。然れば判を書くは重くして名乘を書くは輕し。是公家武家の相違なり。今日の民法及商法に於ても署名と捺印の二は自己の法律行爲に關與したるゝとを證明する唯一の方法となり。右發布後。實印を押捺せる書類と同一の効力ありとせり。猶クワアフの條を參看すへし。

シヨレイ　諸禮。（レイハフを見よ）

シライシガマ　白石窯。工藝志料云。白石窯は其の始め詳ならず。安政年間京師より陶工走波といふもの。此に來りて之を製す。京師の永樂の如く彩畫描金の者を作るに長ぜり。一時其業盛にして輸出品尤多し。其の裂紋青磁は大河内の製に比すれば。墨色を帶ぶるに似たり。近傍及び天草の土を調和して之を造る。工人業を傳へて今に至る」とあり。

シラウヲ　白魚。一に鱠殘魚と書す。河海の間に生ず。長さ二三寸。幅二三分。扁く。嘴尖り。形細長く鱗なく。全身白し。攝津。伊勢等各地に產し。東京にてはふるく佃島の產を喜び。殊に德川時代には幕府の御用として重じたり。江戶の白魚の移殖は伊勢よりとも。參河よりとも言傳へ區々なり。【佃島】の漁家の傳ふるところにては。攝津佃村の漁民三十六人。住吉社の祠官平岡某と共に家康江戶入城にともなひ來りしとき。竹筒に砂を納れ。白魚の卵を貯へ來りて。移殖せしに據ると。想ふに當時一所ならず。各地の魚卵を移し。その蕃殖を計りしものならむ。殊に參河は德川氏の本國にして江戶にちかき。これが移殖に便なりしならむ。今日尙佃の白魚のその形の參河のに相類すとは。これに依るものにはあらずや。江戶の漁權は佃ものゝ專ら有するところにして。三十六人の漁民は帶刀を許され。初は漁舟のうち雙刀を帶たりしが。漁事に便ならざるより自ら廢するに至れりと。佃の漁事は春秋絕えざるも。その最も重かりしは白魚なり。白魚は半寒より三月雛の節句に至るまで。日々幕府本丸。西丸の食膳用として納る例規なりしを以て其權威亦大なりき。兩丸御用としるしたる高張提灯を船頭に立て。夜間他船のこの白魚網に觸るゝあれば。その船を押へ。私に金を納めて內濟とし。漁夫が役德となすことあり。その兩丸へ白魚箱（一ちよぼ二十筋。一箱二十五ちよぼ）を納むる途上は兩丸御川の名を以て。諸侯が行列の供前を突切るも憚らず。寸餘の小魚その威重く。人の稱して其魚頭に葵の紋章を存すとゝろに至れり。かゝりしかば。佃島の白魚に對する漁法もまた等閑ならず。半寒（むかしは年末十二月二十日前後。今は一月十七日前後）に至れば。網卸しの祭式を住吉神社に執行す。島にては之を【神酒流し】と稱す。往時島內年中行事の一として盛んに祝はれしが。今は白魚の收獲減退せしに。その式も盛んならず。しかもその遺風は尙存して年々祭式を擧行す。祭式は往時兩部のときは神前に護摩を焚きしが。今日は榑木を焚き。その灰と神酒と洗米とを當日かれて用意せし舟中に入れ。神官漁夫と同乘して大河筋より築地海岸を過ぎ。月島の鼻。濱離宮の海岸。めなだ棒杭のところに至り舟をとゞむ。めなだ杭はめあて杭の訛言ならむ。寶曆八年中。老中の印鑑を捺して建てしもの。往時この邊を白魚多獲のところとせり。こゝにて神官は辰巳の方に向ひ幣束を捧げ祭典をなし。携ふるところの灰。神酒。洗米を海に流す。蓋し灰をながすは神功皇后の故典にして。紀に錄すところに據る。祭畢りて舟は月島。佃島の圍を一周し（往時は永代橋に至る）。島に歸れば。世話役之を迎へ拍手し。舟中相應じ拍手して之を傳へ。佃の全島。戶々人々。老若ともに拍手して祝するを例とす。往時は舟中にて盛に饗宴を催ふしたるが。今も尙ほ酒を侑め相饗す。かくて後翌日より各自漁舟を出すを例とす。【白魚網】は小漁には四つ手なれど。中川等に用ゐたるは建網にて今もこれを用ふ。建網は幅八尺。竪三尺五寸。目數四百五十あり。すが絲にて編みたるもの。越前の製を最上となす。又羽根田等には本張網。又今は凌網なるものを用ゆ。これは佃にては使用せず。今日白魚の多く上るは三番砲臺より以內とす。漁家はこれを區分し。水上警察の庫外れを「火の見」。其下を「捨て場」。東京療病院を舳にしたる箇所を「間張り」。同院の堀を艫にしたる所を「築地張り」と呼ぶ。年々收獲の減退するは。一方濫獲したるの結果ならんも。一方海底の埋れて潮流變じ。且つ海苔業の發達して粗朶を設くるの區域の廣まり來りて漁獲の害となるものならむ。築地上柳原の魚問屋三松（松田氏）は。維新前まで【白魚御用】をつとめたり。明治十二年中佃島の漁民が。白魚の漁

櫂を回復せむと謀りし時。松田氏及び祠官平岡氏等の斡旋にて。五年間の特許を得。爾來ついで白魚漁は佃の特許となりたり。當時白魚の來歷につき調査せしに。松田氏の手に。文政中の由緒書なる一篇あり。白魚及白魚屋敷につきての一斑を錄せり。これ漁櫂回復の請願に力ある證左なりしといへり。佃の言ひ傳へと參照して江戶白魚の史蹟を補ふべきか。左に載錄す。

白魚上納由緒書

家康公被爲遊御入國。慶長六丑年上總國東金筋鷹野御成の節。於淺草川初て白魚奉獻上。其節爲御褒美。御廐被下置。以來冬春之間御菜白魚奉差上候樣被仰付。爲御廐代。金三兩づゝ每年被下置奉頂戴。御菜白魚年々奉差上候。網□場所入込相働申候處。猥箇間敷旨被仰渡。寬永初之頃。町御奉行米津勘兵衞樣島田彈正樣御勤役之節。淺草川筋金龍山下より芝浦迄相働可申旨被仰付。冬春之間場所を相定め相働申候。萬治三子年迄は御菜白魚町奉行迄奉差上候。其後御本丸御酒部屋へ奉差上候。御代々樣御用奉相勤候。最初は網役之者二十六人御座候處。追々相減し。中頃より網役之者十二人に罷成。御菜白魚奉差上候。其外に御成先御振舞。公家衆御參向。式日御評定所共。奉相勤候處。何れも困窮仕候に付。元祿九子年町奉行能勢出雲守樣。川口攝津守樣。御勤役之節。御狩之願ひ候へば被召出。御尋の上助成にも可相成旨。奉願候樣被仰付候に付。十二人之者共。居屋敷被下置候樣奉願候處。寶永七寅年八月十九日。御本丸御酒部屋へ右十二人之者共被召出。願之通り被下置候段。久世大和守樣より被仰付候に付。御賄頭小川杢左衞門樣被仰渡候に付。場所見立御願申上候處。相應之場所無御座。其後拜領屋敷。於所々見立奉願上候內。享保四亥年御町奉行大岡越前守樣御掛りにて。京橋東西之廣小路居屋敷の代り藏地に。東西にて京間七千二十坪餘。網役の者十二人に。拜領被仰付。銘々土藏普請仕候處。間もなく世上土藏造被仰付。土藏借候者も無之。段々明藏に罷成。猶以困窮仕候に付。享保十三年西御丸樣へも。御菜白魚可奉差上旨奉願上。右藏地先地主共へ被仰付。相殘候地面表町竝百八十間餘。裏行町竝所々。平均十三間餘。網役之者十二人にて町家に拜借仕候。明和四亥年白魚無之內。夏秋之間御次御小肴。魚數二千百。爲冥加奉差上度奉願上候處。願之通被仰付候段。松平攝津守樣仰被付候旨。御賄頭山本平兵衞樣より被仰渡。猶又寬政四年魚數四百相增奉差上。都合魚數二千五百奉差上候。西御丸樣へ夏秋之間。御次小肴魚數七百奉差上度奉願上候處。明和八卯年願之通り被仰付奉差上候處。寬政八辰年金納に被仰付。每年金四十兩上納仕候。御菜白魚漁船御年貢御免御極印奉請。當時十二艘御座候間。漁獵相働。當戌年迄二百二十六年。御用無斷絕相勤罷在候。以上。

文政九戌年十一月

白魚役　後藤傳治郎

京橋東西七千餘坪の地所を渡され。倉庫業を開きて失敗し。もてあまして之を元地主に返附したりしは本文に依りて明かなり。而して返附の後。殘餘の地を町家として用ふるの特許を得き。この地は今の白魚橋附近河岸地也。俗に白魚河岸と稱し。卽ち白魚屋敷といへり。志かも屋敷とは地の意にて別に邸宅ありしにあらず。皆な町家として貸地となせり。白魚役後藤は同所に住居したりしといふ。本文に見ゆる二十六人といひ。十二人といふは。共に浪華の佃漁民三十六人の末なるべし。或は魚河岸の魚問に轉じ。或は絕家などして。元祿には十二人に減少せしものならむ。末にはこれ等のものは只だ地主にして。白魚役の名義のみとなりしならむ。漁櫂は他に移り。維新前にありてその御用は築地松田氏の有となり居たり。松田氏船十二艘の特許を有し居たりといへば。この十二艘は。卽ち十二人の漁櫂をさしたるものならむ。而して實際十二艘の船は用ゐざりしかど。幕府よりは十二艘に對する經費を支給され。而して佃の漁民は爭つてこの漁業に從事せんことを望みたれば。問屋の收益は頗る多く。而して漁師も亦收利尠なからざりしとぞ。

櫂現樣御代。慶長六辛丑年。上總國東金筋鷹野御成の節。於淺草川白魚獻上仕候に付。夫より引續冬春の間は御小肴御用被仰付。當卯年迄二百六十六年無滯奉相勤。冥加至極難有仕合奉存上候。然る處近來諸式品格外高直に相成候に付。獵師共手當方。船造立。其外都而多分之金入用相成。殊に竪網之儀は生糸を以すき立候に付。わけて高直に相成。其上近頃市中夏冬共嚴重之番にて。殊の外町入用相掛り。私始町內下役共一同殆ど當惑仕罷在候。尤外々御用達等は諸品高直に付。御割增等願之通被仰付候得共。於私共ては御役御用之儀に付。御割增等奉願上候次第にも難相成必至と困窮仕候。就而は京橋東西白魚屋敷川岸地之分。先年世上一統川岸地御冥加上納被仰出候砌。京橋川筋之儀は一坪に付五分宛上納被仰付候得共。白魚屋敷之儀は由緒柄御座候に付。坪數に不拘一ヶ年金二十兩づゝ上納にて御聞濟に相成難有上納仕來候。右今般川岸地の分奉恐入候御儀に御座候得共。住居火焚所御免被仰付被爲下置候樣奉願上候。尤右願聊一人の私慾には無御座。誠以當節柄此分にては追々町內立行兼候間。何卒此段被爲聞召。別て御慈悲を以

て御聞濟之程奉願候。左候はゞ町會所七分積金川岸地冥加金等は。是までの通上納仕。其上去明和四亥年爲助成。藏地を町家に願上候處。願之通被仰付。其節爲冥加御小肴奉差上候處。當時金納にて四十兩上納仕來候先例も御座候に付。今般願之通被仰付。被爲下置候はゞ。御賄御役所へ金四十兩宛上納仕。都合年々八十兩之上納仕候間。何卒格別之御憐愍を以て願之通被仰付被成下度偏に願上候。以上

慶應三卯年十月

白魚役　庄　五　郞

この願は允許されたりしか如し。鯛屋敷。鱸屋敷はなきも。白魚のみ屋敷を有するは。以て有力なりしを知るべし。白魚を算するに二十尾宛を【一ちよぼ】といふは。人の知るところなるが。ちよぼとは樗蒲にて。即ち賽の目の二十一の意なれば。二十一尾なるべきを二十尾なるは解し難し。或る人は。それに一つ足せば樗蒲一となるゆゑ。一を省いて樗蒲といへるなりといふも疑ふべし。柳亭種彥の隨筆。柳亭筆記に曰く。白魚を一と樗蒲といふは。二十一筋なりしがゆゑなり。二十一は賽の目の數なり。川柳點の前句に「佃島女房は二十筋かぞへ」と。女は吝きが故に一筋すくなく算へたる人情をいひしなり。此句安永の頃の吟なれば。當時までは二十一筋なりし證とすべし。今はおしなべて二十筋となりて。樗蒲の義聞えず。云々。これにて樗蒲の義解し得べし。種彥は佃の川柳の門下なりければ。これ等の事自然に隨筆に傳へしものならむ。

シラカハノセムサウ　白河之戰爭。明治維新奥羽の諸侯將に相結んで德川氏を助けんとす。而して未だ明かに發せず。若松。平。二本松。長岡等諸藩首として先づ發す。磐城國白河城は會津藩に屬す。東山道先鋒岩倉具定。板垣退助。伊地知正治等及び奥羽先鋒澤爲量。大山綱良等之を夾擊す。元年五月朔日。奥州口より敗れて城陷る。長岡。會津尋て平ぐ。

シラギ　新羅。（テウセムを見よ）

シラギガク　新羅樂。（コマガクを見よ）

シラギゴト　新羅琴。（コガクキを見よ）

シラビヤウシ　白拍子。貞丈雜記云。白拍子といふは。遊女也。是は鳥羽院の御時。島の千歲。和歌の前といふ二人の女舞出しけると也。始は水干に立えぼしを着て。白鞘卷（銀作りのさや卷なり）をさして舞ければ。男舞とぞ申ける。然るを中比より。えぼしをばのけて。水干ばかり着て舞けるよし。平家物語に見えたり。水干は多くは白色を用ろ者なれば。かの島の千歲。和歌の前の着たる水干も。白かりしに依て。白拍子と名付たるなるへし。朗詠集にある詩歌などを謡ひ。舞ふ者也。今も猿樂の能に。白拍子の形をして舞ふ事有。古の白拍子の體を。昔よりまなび來りたる者なり。」中村不能齋の俗樂沿革の白拍子の說に云。白拍子の起りは。鳥羽天皇の時に在り。舞女島千歲。和歌前の二人。是を始む。初め白き水干に。立烏帽子を着し白鞘卷の腰刀を佩て舞ふ。故に男舞と稱す。藤原通憲音曲を好む。舞曲中の佳なる者を擇びて其曲を增加し。舞女礒禪師に教習し。舞容優ならずとして。烏帽子腰刀を脫せしむ。是に於て白拍子と稱す。其伎世に行はる。平清盛最も此伎を好み。白拍子益盛なり。妓王。妓女。佛等。尤とも其の優なる者なり。妓王。妓女の母を刀自と曰ふ。同じく白拍子なり。礒禪師の女を靜と曰ふ。亦白拍子にして。源義經の妾なり。又源光行と云ふ者あり（光行は。清和源氏にして。大監物河內守たり）。其曲を增加す。後鳥羽天皇脫屣の後。自ら亦之を增加し。舞女龜菊に教習す（源平盛衰記。平家物語。徒然草を參取して文を成す）。藤原師長（從一位太政大臣。建久三年薨ず。妙音院と號す。宇治左大臣賴長の男也）嘗て人に謂て曰く。舞を觀樂を聽きて。國の興亡を知るとは。古賢の論なり。今世民間に謂はゆる白拍子は。其音商に屬す。亡國の音なり。舞容端ならず。天を仰ぎて立つ。憂思の態あり。不祥甚だしと。人以て知言と爲す（續古事談に據る）。按するに。源平盛衰記に。世に白拍子と云ふ者あり。吾が朝には。鳥羽院の御宇に。島千歲。若前とて。二人の遊女舞ひ始めけり。初めには直垂に。立烏帽子。腰の刀を指して舞ひければ。男舞と申しけり。後には事が荒らしとて。烏帽子腰刀を止めて。水干に袴ばかりを着て舞ふとあり。平家物語に。我朝に白拍子の始まりける事は。昔し鳥羽院の御宇に。島千歲。和歌前。彼等二人が舞ひ出したりけるなり。初めは水干に立烏帽子。白鞘卷を指して舞ひければ。男舞とぞ申しける。然るを中頃より。烏帽子刀を除られて。水干ばかり用ひたりてこそ白拍子とは名づけゝれとあり。此の二書は同說なり。徒然草に。多久助が申しけるは。通憲入道。舞の手の中に。興ある事共を撰びて。礒禪師と云ひける女に教へて舞はせけり。白き水干に。鞘卷を指させ。烏帽子を引き入れたりければ。男舞とぞ云ひける。禪師が女。靜と云ひける。此の藝を繼ぐ。是れ白拍子の根元なり。佛神の本緣を謡ふ。其後源光行多くの事を作れり。後鳥羽院の御作もあり。龜菊に教へさせ給ひけるとぞ。とあるは二書に異なり。東鑑を按するに。文治二年三月一日の條に。今日豫州妾靜。依レ召自二京師一參二着于鎌倉一。母礒禪師伴レ之。また同年五月十

四日の條に。左衞門尉祐經云々等。向ニ靜旅宿一。抗レ酒催レ宴。郢曲盡レ妙。靜母磯禪師又施レ藝とあり。若し磯禪師も。島千歲等と共に舞ひ始めたりとする時は。鳥羽天皇の時より。文治二年に至り。七八十年に及べり。磯禪師も藝を施すとあれば。八十有餘の老婦にはあらざるべし。縱し姑らく八十有餘とするときは。靜も四十前後なるべし。靜の年齡は。所見なしと雖。聲色を以て容を取る者なれば。是時仍ほ二十左右なるべし。本朝世紀。天養元年七月二十二日の條に。今日少納言藤通憲出家三十九とあり。之に據りて推すときは。通憲は嘉承元年の生れなり。鳥羽天皇は。其翌年即ち嘉承二年七月十九日踐祚ありて。保安四年正月二十八日讓位なり。是時通憲十八歲なり。十八歲以前にして。舞曲中の佳なる者を撰びて。人に教ふること無しとは云ひ難し。然れとも猶ほ少しく早きがごとし。又鳥羽天皇には。讓位の後。政を院中に聽く。其時の事を概して御宇と云へる乎。源平盛衰記。平家物語は。其時を距ること遠からずして成れる書なれば。姑らく此二書の說を是とし。徒然草の說は。傳聞の訛謬ありとすべし。而して島千歲。和歌前の舞始めたりしも。未だ歲月を經ざれば。其曲多からざるを。通憲舞曲中の佳なる者を撰びて增加し。且つ烏帽子腰刀の優ならざるを去りて。以て磯禪師に教習すとするときは。此を合せて完全の說と謂ふ可し。今此考按を用ひて本文と爲す。抑ゝ白拍子を弄する者を見るに。通憲は。平治の亂に。賊の殺す所と爲り。淸盛は其の身甍じて後。幾ばくも無く族滅し。義經は率土の中。身を容るゝに處無く。終に誅に伏す。承久には蒙塵あり。皆偶然とは雖とも。然れとも妙音院師長の亡國の音なり。不祥甚だしと謂ふ者。實に知言と謂ふべし。中御門天皇。享保五年に。武女と云ふ者。尾張より江戶に歸へる紀行あり。庚子道乃記と曰ふ。其書を見るに。武女は舞妓なり。江戶人淸水濱臣。其書に跋して。武女を白拍子と云へり。眞に白拍子なるを以て云へる乎。將た舞妓なるを以て。推して云へる乎。又予今を距ること二十五六年前。江戶に在りて。刊行の隨筆を見しに。薙髮の老婦ありて。畵工(谷文晁なりしか忘れたり)の家に來りて。白拍子の舞容を寫さんことを乞ふ。畵工知らざるを以て辭す。老婦吾なりと云ふ。然らば一曲を奏せよ。老婦諾して扇を乞ふ。新扇を出して與ふ。老婦圓頂に手巾を戴き。扇の封緘を解き。試開せずして。隻手を以て啓開するの迅速なる。舞容の優なる。畵工頗る感賞に堪へず。謂へらく。白拍子の態今世既に廢絕すと。然るを圖らざりき。正に之を見るとはと。是に於て舞容を寫して與ふ。老婦は蓋し西諸侯の內寵ならんとありしを。今猶ほ胸裡に認む。書名及び撰者の氏名は遺忘すと雖も。刊行の書なれは。今も見る人あるべし。是に因りて之を觀れば。後世廢絕にもあらざる乎。」右考證する所にて。其さまの概略を知るべし。前にも云へる如く。磯の禪師の女靜は舞の上手にて。それが謠ひたる歌とて。飛鳥井家に傳ふる水の宴の曲といふあり。「水のすぐれて覺ゆるは。西天竺の白鷺池。じんじやう許由に淸わたる。昆明池の水の色。行末久しくすむとかや。」「賢人の釣を垂れしは嚴陵瀨の河の水。月影ながらもる夏は。山田の筧の水とかや。」「茅の下葉おとつるは。三島入江の氷水。春立空の若水。汲ともくゝ盡もせじ。」此三首は結眊錄と云書にありとて。閑窓瑣談にひけり。此れ靜女の作る所なるか。さて白拍子のもはら謳へる今樣といふ唄ひものゝ事。小中村氏の說に。今樣とは原來今めかしきさまを云ふ詞にて。今世俗に當世風なと云に同し。故に中頃の世に。新らしく時につけたる歌を。今樣歌とは云ひし也。然れは其始は文字の數なと。定まりし事もなかりしを。「ふるき都を來て見れは。淺茅か原とぞなりにける。月の光は隈なくて。秋風のみぞ身にはしむ」とやうに。七五の四句拍子に謠ふは。此も華山。一條の朝の頃より盛になりし事と覺ゆ。但し弘法大師の伊呂波歌と云ふものは。全く今樣歌の調子と同しければ。此の頃既に行はれたるか如くなれど。此れは僧家にて和讚とて謠ふ詞と(和讚とは梵讚。漢讚の名稱に擬びて。空海の名負けたるものなるへしと。伴信友は云へり)。句調風體專ら同しければ。其起原とも云ふ可く。此頃既に今樣歌ありて。其に傚ひしにはあらず。此よりして佛家に和讚と稱する謠ひ物の。專ら世に行はれしより。上下一般佛道歸依の時なれは。其調子に依りて。此四句拍子の今樣歌は起れるもの歟。諸書に載たる此歌の。佛法の意に因りたるが多きを思ふへし。さて後には白拍子。遊女の類の。專ばら宴席に此の歌を謠ひしかば。大に世に行はれし狀は。源平盛衰記。平家物語。古今著聞集。曾我物語なとをみて知るへし。右は今樣歌の條に載せ漏らしたれば爰に附記す。

シリトリ 尻取り。又文字鎖りと云ふ。歌。發句。又は文章にて。前の歌句の終の者を次の歌句の頭に置きて詠むを云ふ。嬉遊笑覽に云く。著聞集(五)弘徽殿女御歌合に。花かうしらまゆみといへる文字ぐさりを。歌の句の上にすゑて。折句の歌によませられける。めつらしかりけること也とみゆ。もしくさりは體は長歌にて。句の終の文字を取て次の句の首に置てつゝる。源氏くさり。大內文字くさりなど有り。鴨長明が文字くさりの歌ありて。逍遙院に至りて盛なりと云。類聚名物考に。婦女兒の遊にも古歌をよみて。次第にいひつらぬるに。歌の末の字におなし文字の上の句におゐる歌を思ひ出て。いひつらぬるを文字ぐさりのあそびといふ。た

とへばめつらしきかなといふ歌の次ならば。その終のなもじをうけて。名にしおはじといふ歌をとなふるの類なり。」藤大納言爲兼卿佐渡國に左遷の折から。よみ給へる長歌文字くさり等の作あり。詞の頭に置き難き文字即ちラリルレロ抔にて了りたる句を取るには。アイウエオにて次ぐが法なるよし。五十音中アイウエオの五位を字母とす。よて餘りの四十五位の音を引て呼へは。皆アイウエオの音を生ずるに依るなり。又云く。享保十年の頃もじりといふことはやる。字もじり本もじりあり云々(地口の條參看)。五人三人幾人にても。人數かまひなし。先題を出し一句を付る。一句の終をまた題にして付る。今の段々付なり。【字もじり】たとへば。題「丸かぶりすき(好)かまくわ(甜瓜)をもつ土民」。また土民を題にして云廻はす。「むすめの子かみすい(髮梳紙漉)てゐる三谷町」【本もじり】たとへば題「年市臼あり杵あり兎もあり」。題「兎もあり細長い耳をあられにきるな」とみえたり。西川祐信か畵にて。浮世謎盡といふ草子に。當世の段々付とかけて。えびす殿ととく。心はきこへませぬ〳〵とあれば。段々付も上方よりはやりしなるべし。後に五文字といへるもの此類なり。

シリベシ　後志。(ホクカイダウを見よ)

ジリヤウ　寺領。上古は寺田といふ。寺院に寄附する田地をいふ。中世以降之を寺領と稱す。又た德川氏時代には朱印地ともいへり。竝に堂宇修理及香花の料に供するものなり。而して往古又布薩戒本田。寺封戸等の異稱あれとも。其の實は何れも寺田。寺領と同一のものなり。租稅志に。寺田は香火の料に賜ふの田なり。而して布薩戒本田。出家得度田。放生田。長生田等。名稱各異なりと雖も。皆浮圖の爲に置く者なりといひ。元明天皇和銅年中より堀河天皇長治年間までの事實を擧くれと。玆に畧す。【布薩戒本田】租稅志また云。釋氏要覽に云。布薩は律居常の式なり。共住と曰ひ。又淨住と曰ふ。毗尼母論に云。斷を布薩と名つく。能作す所を斷ち。能煩惱を斷ち。一切の不善法を斷つを謂ふ。又云。淸淨を布薩と名つく。日本後紀大同元年の勅に。受戒の後皆先つ必二部の戒本を讀誦するの語あり。戒本は佛戒の事を記する經名なり。布薩戒本田は蓋し僧侶持戒の料に充るなり。【放生田　同書云。當時佛說を信用し殺生を禁し。物命を贖ふの資を置く。之を放生田と曰ふ。持統紀に諸國に長生地各千歩を置くこと有り。長生地は禽魚を放て其性命を保たしむるの地なり。蓋し其旨趣は則ち一也。【寺封戸】は多く勅願官寺に在りと云。祿令云。凡寺不レ在二食封之例一。若以二別勅一權封者不レ拘二此令一。義解に權謂二五年以下一とあり。租稅志に。舒明天皇十一年。百濟大寺に封邑三百戶。墾田等を施入られしより。村上天皇天曆年中までの事實を引けり。源賴朝政權を執りてより。寺田の制は自から廢し。寺領と稱せり。租稅志に。寺領は古の寺田にして。堂塔伽藍の造營修理其他佛事の供料に充る所也。源賴朝より北條。足利の世皆之を重すると神領に同し。而して其盛なる大に神領に過く。食貨志に云。源平以後興福。延曆二寺の莊園國郡の膏腴を盡し。諸國の末寺亦各田園を擁すと。蓋し其然る所以の者は朝野共に佛を信し。競て之に地を寄附し。累世の久き寺領甚た廣く。終に巨族大家の所領に過る者あるに至る。織田氏の時或は之を滅し或は之を削る。德川氏に至り大寺小院の緣由あるものは其分に應して香花の地を付與す。之を朱印地證文地と曰ふ。皆將軍の寄附する所也。其他諸家より寄附するもの。亦た等しく寺領と爲す。而して歷世租入のこと畧神領と同し」と。また德川家康素より浮屠を尊信す。海內を平定するに及て。所在其田地を盛にし諸役を免除す。爾來遵奉して累世連綿たりといへり(本書諸國寺領の高。其外事實を擧げたれと今畧す)。右は古來浮屠氏を待するの渥きこと知るへし。明治新政に至り。寺領朱印地等一切官に收められたり。

シル　汁は。肉類又は野菜なと汁に煮て。味噌。鹽。又は醬油にて味付けし者にて。其作り方によりて其名多し。【やみ汁】は暗夜に網もて捕れるものを煮て。啗ら食するものにして。【けんちん】は油にて炙りたる者を汁の實とし。【さつま汁】は鳥獸肉を入れて煮たるものにて。薩摩の料理法なるを。明治以後。東京にも流行す。【とろゝ汁】は薯蕷の摺りたるものに汁を混和し。飯にかけて食するものにして。古來麥飯に加ふるを佳とするか故に。麥飯とろゝ。又は麥とろと約めて世の賞美する所なり。是は中古よりあるものなり。還魂紙料に云。料理物語(寬永二十年印本)煮物の部に。【いとこ煮】あづき。牛房。芋。大こん。豆腐。やきぐり。くわゐなどいれ。中味噌にてよし。かやうにおひ〳〵に煮まうすにより。いとこにか」とあり。追々に煮。甥々に似る。詞の通ふをもつて。從弟似と名つけしなるへし。昔はものに名づくるに。謎語のやうなるが多し。同書汁の部に。【しゅみせん】菜も。豆腐も。いかにも細にきりたるをいふ。みそしるにだしくはふ」とありて。名義を記さず。是も例の謎語か。謠曲歌占に「北は黃に。南は青く。東白。西くれなゐに。そめいろのやま」。これは須彌山をよみたる歌にて候云々。とある歌によりて。みなみ(皆實)はあをしといふ意にて。須彌山と名つけしやうにおもはる。汁の妻を。古く汁の實といへばなり(此歌日本紀通證に。泉式部とあれども出處をしらず)。又云。この豆腐

シル

に。菜を和する物を。今【ざく／＼汁】といふ。男重寶記（元祿印本）に。雑供々々汁の字を當たるはわるし。ざく／＼は。菜を切音をいふにて。はり／＼。ほり／＼の類なり。こゝに引用したる。料理物語に。【蓬汁】よもぎをざく／＼にきり云々」とあるにて知るべし。此の書にざく／＼汁の名目は見えざれど。世話盡（承應三年撰。明暦二年印本）四の卷に。菜汁を振舞れて。寺でくふくうじやくざくの菜汁かな。皆虛」。菜を麁相に切てせしむるを。世人の詞にざく／＼汁といへり。（以上自注）とあれば。ざく／＼の名も。ふるくよりありしなるべし。【おこと汁】。また嬉遊笑覽云。今江戸の俗。十二月八日。二月八日に。いとこ羹の汁を製る。いつの頃よりの習にか。いとこにの汁は。古きものなり。寛永料理物語には。いつと定りてする物とも見えず。又此をおゝと汁と云ふは。けふ事始事納の日なれば。名づけしなり。然るを骨董羹の音なりといふは。似よれるをもて附會せる説と聞ゆ。石原正明が甲子随筆。江戸にて。二月八日。十二月八日。汁を羹る云々。尾張にては。二月は不さたなり。骨のなき物をくふことなりと云。むじつ講とて。無實の難を免るゝ義なりと云傳へたり。臘八は。釋迦成道の義也と云は附會なり。おことゝは何事ならんと。年ごろ不審なりしを。出雲國にては。十二月十三日に。煤とりなどやうの事をしそめて。芋。蒟蒻。赤小豆等の汁をくふ。これを事始と云。さて年神を祭りて。正月二十日にかゞみ餅を撤却して飯を供ず。是を飯くらへと云。二月一日鱠を供ず。是をなますくらへと云。鱠くらへ七日ありて。八日に年神の棚を取る。これを事納といふ。十二月と同じ汁をくふといへりき。これにて事とは正月のことなることも。初終もよくわかれたりといへり。事始の條にいへり。見併すべし。二事一つに混じたること年中の行事に多し。又いとこ羹を。【むじつ汁】といへるは。ふし汁といふをかくあらぬことにいふなるべし。【ふし汁】は。芋から。赤小豆を入たる汁なり。今のいとこに。いもがらは入ざれども。用ひしことも有しより。此名を呼しものならん。ふしは芋からのことなり。女重寶記。大和詞の内。いもの莖。あづきの汁は。ふをつけとあり。ふし汁なり。又【ことづて汁】と云は。醒睡笑に。とろゝ汁の出たるを。座敷に古入ありて。けふのことつて汁は。いつにまさり。一入出きたりとほむる。是はめづらしきことばやと。其仔細をとへは。されはよ。此汁にてはいかほども飯がすゝむ故。よくいひやるとのえんに。ことづて汁といふならんとあり。この汁の名。これらも似つかはし。【胡麻汁】味噌の中へ胡麻を擦り込みたる者にて。多く茄子を實に入るゝ時用ふ。【納豆汁】味噌の代りに納豆を擂りて用ふるなり。寺方にて用ふる料理方ゆゑ。其の實は多く豆腐など精進物なり。

シルカ

シルカウ　汁講。又一種物と云ふ。各一種の酒肴を携へて相會し。酒のむ事也。是は院中などにも行れし事にて。古書ともに多く見えたり。小右記（實資公記）永觀三年三月四日條云。晩景參レ院。右大臣。左右將軍。三位中將等。各遣レ取二一種物一。頻有二盃酒事一。同月二十日。殿上人各出二一種物一飲食。寛弘二五十日尾張守仲清人經道朝臣一爲二行事一云々。權記（行成卿記）。寛弘六年十月四日條云。於二若宮御方一人々出二一種物一云々。即參。至レ暮。左丞相以下乘レ舟給。予依二遠路一歸[ ]云々。」春記（資房卿記）。長暦三年十月二十五日條云。今日餞二宇佐使一日也。云々。殿上居二饗膳一。是近江守隆佐朝臣所レ儲也。先日書二廻文一。可レ出二一種物一之由。所二催仰一也。但隆佐朝臣被レ宛レ飯也。仍皆儲レ之例也。他人不二必出一云々。又内藏寮儲二使前饌机二脚一也。主殿女官舁レ之。立二小臺盤上方一。是又例事也。此間入二秉燭一。右頭中將以下侍臣十餘輩參候。着二件饗一。藏人迎以勸盃數巡之後。聊有二朗詠雜藝等一。是又例事也。及二亥時一各分散。」中右記（宗忠公記）。寛治二年二月九日。今日有二殿上一種物一。」百練抄云。保延四年十月二十九日。殿上一種物。」帝王編年記云。保延四年十月二十八日。殿上一種物事云々。」續よつぎ卷六。右大臣公季公のことをいへる所に。云。藏人の頭におはしゝ時。殿上の一種物し。日記のからひつに。日記かきていれなとして。古きことを。起さんとし給ふとぞ聞えし。」壒囊抄二云。いつすものと云は何事ぞ。常に鳥目二十文の厚さ一寸ある故。二十文各出すを一寸物と云と云り。甚下賤の僻事なり。一種物なるへし。一種物と云事。朝廷古來の詞也。喩へは各一種の物を隨身して殿上に於て興宴する也。此事昔は常に院宮に於て有ける也。されは續古事談にも。殿上の一種物は常の事なれとも。久しく絶たるに。崇徳院の末方。頭中將公能朝臣絶たるを繼。廢たるを興して。神無月の頃。殿上の一種物ありける。さるへき受領も無りけるにや。藏司に仰て殿上に物をすゑさせて。小庭に打板を敷て火を生す。人々酒肴を具して參り殿上に着。又頭中將の一種物は。はまくりを籠に入て。薄樣を疉みて。紅葉を結てかさしたり。蛤の中には薫物を入たり。瀧口是を取て。殿上の口まて進。主殿司傳取て大盤に置。頭中將取て人々に賦られけり。異人々は多く雉子を出せり。主殿司取て立蔀に寄たり。信濃守親隆大鯉を出せり。庖丁の座に置て。御厨子所の預り久長を召てとかせんとするに。其事に不レ堪とてきらず云々（續古事談一卷にあり文有二少違一。）」續古事談云。大入道殿（法興院兼家公）攝政

におはしける時。法住寺のおとゝよりはしめて。多くの上達部一種ものをぐして。まゐりあつまり給ひけり。閑院大納言(兼家公の弟公季公)は銀の鯉の腹の中に。こなます(海鼠鱠か。又鯉の子をつけたるをいふか)折櫃にいれていれられたり。小一條の大將(濟時)は。銀の鮨鮎の桶に。あゆを折櫃に入て云々。人々の隨身のこしさしまて給ひけり。右大臣みつから馬のつなとりて出給ひけり云々。」また近來刊行の如蘭社話に。小杉氏の說あり。云く。榲村故ありて香取神宮に在り。一日鄕人懇親の例會に列なりて。その會規を聞くに。制限ある所の手輕き肴一種を各自に携出ることにて。さすがに勝蹟名區。この所がらのゆかしき。古色淸韵あるに甘心せり。こゝにその一種物と名つくる所の風流は。中古の諸記錄家乘等に。村上天皇の御代より堀河天皇の御代はしめの頃までに散見して。いつれも朋友相親密する情意を盡す所の種子としたり。されど其時勢の然らしむると。これを行ふ人の尊卑よりて。精粗はもとより文質等の差異なきにあらずと雖ども。まづ日本紀略康和元年十月二十五日には。其頃の參議雅信。重信などいふ人を始て。諸卿左近の陣座に魚鳥の珍味を備へ。菓子飯等を一種づゝ携へ出。木陣酒を儲くと見え。古事談には。惟成といふ秀才が。花逍遙の一種物に。飯二ほかい。雉子一折櫃。擣鹽一坏を長櫃に入て。仕丁にかゝしめて持出て。諸人の感賞を得たり。こはその妻君か自身下け髮を切取てうりしろなし。此用途にあてしといふ事見え。又續古事談には。大入道兼家公が諸上達部と。この興張行せられしに。閑院の大將公季は。銀の鯉の作り物の腹中になますをいれ。小一條の大將濟時は。銀の鮨鮎の桶に鮎を入れ。左衞門督重光は。酒一瓶雉一枝を始として。人々なほ風流を盡したり。さて其次々年を逐て盛になりしさまは諸書にみゆ。然るを同じき續古事談。また續世繼などには。崇德院御代頭中將公能朝臣が絕たるを興して。保延四年神無月の末頃。殿上の一種物したる其時は。內藏つかさに仰せて小庭に打板を敷せ。火をおこし。其座を設けらる。頭中將は蛤を籠に入て。薄樣の紙を立。紅葉を結びてかざし。其蛤の中にはたき物を入たり。他人は多く雉子を出し。信濃守親隆は大鯉を出せり。御鷹飼の府生敦忠鳥を肩にかけて參れるを。小庭に召て其大鯉を庖丁せさす。數獻の後これらの人々朗詠今樣雜藝亂舞して退出けるよしに見ゆ。上件を以て按するに。堀河院の末頃よりはやゝ中絕せしを。五十年許を經てこの崇德院の末つ方再興ありしも。また程なく保元の亂にまぎれて。其後は公家かたには聞えざるが如くなれど。なほ東鑑建久二年九月二十一日。稻村崎邊に出たまひて。小笠掛の勝負あり。各一種一瓶を具する事。また同三年八月二十四日。二階堂の地に池を掘らしめ。將軍家監臨す。歸るに及びて。行家が家に入給ふ。義澄以下宿老の類。一種一瓶を持參すなどあるは。其餘風なるべし。下りて文安ころの壒囊抄に。いつす物と云は何事ぞと問へる答に。常に鳥目二十文の厚一寸ある故に。二十文各出すを一寸物といへりと云は下賤の僻言なり。これは一種物なるべし。一種物といふ事は朝廷古來の詞なり。喩へば各一種の物を隨身して殿上に於て興宴あり。是に擬へて下さまゝでも。各一種の物を隨身して會合する也。この事昔は常に院宮に於て在けるなりと見えたるなど。大かた考へわたして其顚末は知られたり。然るに此風流もなほ中頃一轉して。地火爐次といふものになり。又羹次といふものに變しぬ。此等の事も家乘舊記類に散見せり。その地火爐ついで又一變して。今の爐邊の出茶會席となり。あつ物ついでは。後に汁講となれゝど。これ皆其眞味のある所は親朋交際の情意を盡し。その懇篤を呈する雅致なる事。實にいはん方なし。云々。また。汁講の事を。貞丈雜記に云。汁會之事。文明十八年二月廿七日。親長卿記云。藤中納言以下人々來有二汁會事一。(飯尾加賀守淸房雙役也)。同二十二日昨日有レ召參內御小漬。次有二三十首御讀歌一。今日此亭巡汁會也。」又嬉遊笑覽云。汁講。甘露寺元長卿記に。於二姉小路三位亭一有レ汁。また內藏頭有二招事一汁張行。貞德文集。明日御年寄衆へ常住之菜汁申候云々。落穗集に。小身なる武家質素なる事を云て。綿服は勿論。屋敷廻り家居等之儀も構無之。何ぞ肴の一種も求られ候へば。それを汁に申付。近所あたりの心易き相番衆へ人を廻し。飯をば食次(メシツギ)に入。膳椀を添て。面々の宿元より。持寄に致して給(タベ)あひ被申。其會合を名付て。汁講と申事候とあり。桃源遺事に。西山公御病中。御前に相詰候者共に仰られ候は。昔世に汁講といふ事あり。その樣子は客を請候とては。其客銘々に飯をためんつうと云物などに入。携へ來り。亭主は唯汁一色のみこしらへ。能時分汁を鍋のまゝ座敷へ持出。うち寄賞翫もてはやして。此外は何のもてなしと申儀。一つもなけれども。興に入咄し候由なれば。儉約の儀は本より。諸士及び百姓町人まで。かたく相守るべき旨。度々由斷なく申渡事にて候へども。治世故にや。まゝ奢り客請候節。分限に過て甚美麗を致候由相聞え候。夫に付大森典膳(西山にての御家老なり)。汁講を再興仕れり。其方共も巡々に興行仕候はゞ。自然と城下及び領內にも廣まり。美麗なる振舞相止可申かと思召候由仰られ候。」この外三省錄などにも見えたれと畧しぬ。

シルコ　汁粉は。赤小豆の餡を汁に溶きて。餅を入れ煮たるものなり。小倉

庭。御膳。田舍。鹽餡等の種類あり。又江戸に十二ヶ月汁粉とて。四季の景物に比したる汁粉を出す。當時之を悉く食ひ了りたる者には。代金を受けず。猶景物として布。傘など。其客に贈れりと噂す。【十二月の汁粉】三十四年十月十六日。人民新聞に。十二月汁粉の事あり。十二月の汁粉店は初めは京橋區疊町に在り。明治五年頃銀座一丁目に移り。今の出雲町に移りしは明治十八年四月にして。當主津田義之助にて二代目なりと。汁粉は維新當時よりの名を其儘今に襲用し居れるが。四季折々に因みて名つけたるが多し。一月若葉。二月梅。三月櫻。四月卯の花。五月さつき。六月水無月。七月天の川。八月明月。九月翁草。十月小春。十一月神樂。十二月飛雪。以上の中價高きは一杯八錢より價低きは三錢五厘と定めたるが。前記の定板の終りに「右十二ヶ月皆お召上り候とも。金五十五錢御申受候也」とあり。十二ヶ月を全體平げれば無代の上に反物までも取れるとは一時の世評に止り。間々誤解して。十二ヶ月を平げ。却て無錢飲食を以て其筋の厄介となる者も今に尠からずと云ふ。然れど物數寄の懸賞に與り。又は代價を拂ふて十二ヶ月を平げたる客あれば。紙片に自筆の署名を請ひて。之を見易き所に揭ぐるを例とせり。三十四年度の分を擧ぐれば左の如し。

（三十四年三月六日）十二ヶ月一呑　市内芝新網　藪山田治左衛門
（三十四年三月六日）十二ヶ月一口　市内神田區小川町　大林市郎
（三十四年三月十五日）十二ヶ月一呑　東京大長入
（三十四年五月十二日）十二ヶ月皆喰　馬車會社　淺野德三郎
（三十四年二月十七日）十二ヶ月一呑　新潟縣刈羽郡中里村　丸山長松

和訓栞に。しろこもち。江戸にいへり。伊勢にいふとは製かはれり。京にぜんび。總州。常陸。下野に染餅と云ふ。加賀にあづきがゆ。西國にゆるひこ。出雲ににこみ。越後にざふに。上野。駿河にゆるこ。薩摩におとしれといふ。米の團子を小豆にて煮し也」と見えたり。

ジレイシヨ　**辭令書**は。普通すべて官吏任免等の證としての文書をいへと。叙任と辭令とは別なり。辭令には叙任は含まれず。ふるく位記式等ありてこれに據る。辭令とは免官又は分課。在勤。出張等を命ぜられし時に用ゐる文書を指すものとす。王朝の頃の書式は公式令に見えたり。さて舊幕時代にありては大老其ほか重なる役目は將軍の口達のみにて。外に文書を用ゐず。下吏には切紙にその旨を記せしものを用ゐ。頭支配より之を傳達したり（ヰカイ參看）。古く又告身といふ言葉あり。唐の代に用ゐし辭令の義にて。我制度の上には用ゐられず。明治以後鳥の子紙より轉じて局紙と稱する厚き一種の紙となり。之に官等位階に依りて菊花又は桐の紋章を漉き入るゝ事となりぬ。奏任以上は大臣の奉書にて。判任以下は廳の名を以て發す。明治元年五月十五日太政官の達に。三等官以上を勅授官とし。太政官印を押す。四等。五等二官を奏授官とし行政官印を押す（後年共に内閣印とす）。六等官以下を判授官とし。其所屬官印を押すとあり。其の押方。高官の辭令書には。官印を年號の二字目より押し。下官のには年號の二字目の邊より下に押すを故實とすとぞ。其の任免には官廳の印を之に押す。出張。轉勤等には之を押さず。又略して鳥の子の罫紙を用ゐることもあり。又明治十九年二月勅令第一號公文式に據れば。勅任官任命は其辭令に御璽を鈐し。奏任官任命は其推薦書に御璽を鈐すとあり。

シロ　**代**（イホシロテダ）。上古田地の廣狹を度るに幾しろといひ。代の字を用ふ。萬葉集等に五百代小田なとよめり。農政座右に。三代格曰。令前租稅熟田五十代。二百五十步爲二五十代一。拾芥抄注曰。七十二步爲二十代一。百四十步爲二二十代一。二百六十步爲二三十代一。二百八十步爲二四十代一。五十代爲二一段一。式云。代頭也とあり。田園類說。分田備考にこれを解して曰。七十二步を十代とし。五十代を一段とする積りなれば。二十代は百四十四步。三十代は二百十六步。四十代は二百八十八步なるを。落字顚倒誤りし也。式云。代。頭也とは。或云。代頃也の誤ならんと云り。一條禪閤令抄云。俗謂二一段一曰二百代一。謂二一段一曰二五十代一（三百六十步也一段租五十束故也）。二十五代爲二段半一。十代謂二七十二步一。五百代謂二一町一也（一町租五百束故爲二五百代一）。萬葉集坂上郎女の歌「しかもあらぬいほしろをたをかりみたり。田廬にをればみやこおもほゆ」。八雲御抄に。そしろはしろは田にあるものなりとばかりあり。袖中抄曰。そしろは十代也。一代は一段也。然れは一町たるべしとあり。年山紀聞に。西山公の說として。三十六步を一畝とし。十畝を一段とし。十段を一町とし。七十二步を一代とし。五代を一段とす。然らは一代は二畝なり。代匠記にも五百代小田とは。二畝を代と云。日本紀には頃の字をもしろとよめり。河内石河郡形浦山碑曰。淨見原大朝廷大辨官。直大貳采女竹良卿所二請造一墓所。形浦山地四十代と。これを好古小錄に釋して。方五尺爲二一步一。四十代は二百步。律原經揮曰。古者以二方六尺一爲二一步一。七步二分爲二一代一。五代爲二一畝一（三十六步）。十畝爲二一段一（三百六十步）。十段爲二一町一（三千六百步）。今無二此名一。當下以二六步一爲中一代上。稱二十代一者二畝也。五十代者一段也。五百代者一町也と。これを駁して三十六步を一畝とすることは。古になきことなり

と。分田備考に云へり。然れとも朽木文書に見えたるもの。前に云へるが如し。右の如く諸說あれど一定せす。正木文書。應永中の物に。岩松方公田四十八町二十五代など云ふ多く見えたれば。其比までは行はれしものと見えたり。鷲軒小錄に。播州宍粟逖山よせの村には。今の一町一反と云つもりなく。一代と云こと有て。廣狹同しからずと云とあり。恐くは古の形の遺りしものならん。玉石雜抄引二赤烏一曰一代(七坪一尺二寸)。二代(十四坪二尺四寸)。三代(二十一坪三尺六寸)。四代(二十八坪四尺八寸)。五代(三十六坪一畝)。六代(四十三坪一尺二寸一畝七歩餘)。七代(五十坪二尺四寸。一畝十四歩餘)。八代(五十七坪三尺六寸。一畝二十一歩餘)。九代(六十四坪四尺八寸。一畝二十八歩餘)。十代(七十二坪。三畝)。二十代(百四十四坪。四畝)。三十代(二百十六坪。六畝)。四十代(二百八十八坪。八畝也)。五十代(三百六十歩。一段)と見えたり(デムセイ。イチダイ參看)。

シロ　城。しろ。古言。き也。出雲風土記云。大國主神爲レ伐二八十神一而造レ城矣。平田翁の說に。城は杞と訓むべし(御杞を始め古書ども志呂と訓ることはなく。常に杞とのみ訓來れり。城を杞と云名の義を加茂大人は。書紀に玉城宮とあるを。古事記に玉垣宮とあるに就て即加杞の略なりと言はれ。谷川氏は築の略なるべしと云り)。師云。必しも後世の城の如く。したゝかならねども。假そめに垣ゆひ廻らし構へたる處などをも云なり」といへり。さて上古も所々築城の擧ありて軍鎮とせられしこと史上に見えたり。皆天然の形勝に據りて土の垣と堀とを作りしものゝ如し。多賀城趾の如き其の例なり。奥羽には【たて】と唱ふる地多し。皆城館のありし地なるが如し。楯の如く敵を防ぐ故の名なるべし。近古銃砲舶來してより城郭の製一層堅牢に至れり。和漢三才圖會云。城内郭曰二本丸一。本丸正櫓五重屋謂二之天主一。其方隅有レ櫓。兩櫓之交有二雉堞一。矮而長棟。戸口多故名二多門一。開二箭眼一可二以放レ砲。軍士奔二走其内一際二處名二武者走一矣。」右にいへる天主といふこと書どもに種々の說あり。村岡良弼の考に。天守櫓と稱する者はいつの世に昉まりけん。鎌倉右大將の館は古圖と實地とに徵するに。いと狹隘なれば。さるいかめしき樓櫓などあるべくもおもはれず。武田機山公の城は池も垣もなかりきと聞けば。室町の世の制も大方は推測られつ(美濃國岩村城は建久中。加藤景廉が經始せしにて自然の要害に據り。故らに造設けし垣なともなく。今に當初のまゝにて。牙城の屋さへ草葺にして。質朴を極めたりと。その藩人松田道夫語りき)。濠を深くし石垣を高くし。雲衢ばかりの樓櫓を築立ることは。織田右府が安土山に城築しにぞ始まりけらし。そは早く南蠻寺と云ふ伽藍をも建られし程なれば。彼等にそゝのかされて。城郭も專ら彼の構造に倣ひ。所謂る天主を祭る所さへ設けられし者なる可し(書言字考には。殿守。又作二天守一。松永久秀於二和州多門城一造二望樓一。名曰二殿守一。天正四年織田信長。取二則於彼一。建二殿守於江州安土城一と云ひ。武要辨略には。國主の居城に在ては殿主と書。公方家の城にては天守と書也。天下の守將たるを以の故なり。又云。天守或殿主に作。共に同。天守は天下を守衞の意。殿主は一殿の主頭の意也とも見ゆ)。頃ろ甲子夜話(平戸藩主松浦某撰)を讀むに。天守。以前は天主と書て櫓の上層に天帝を祭るととぞ。然るを上杉謙信天主の稱を惡み。これを天守とあらため。須彌の天主は毘沙門なりとて。これを祭りしより。今はみな天守と書くなりと見えて。天主は耶蘇教のむねと尊む者なれば。彼國には必す城内にまつれる事なる可し。また城樓をたもんと云ふは。飜譯名義集に。毘沙門此云二多門一。とあれば。やがて毘沙門を祭れる故の名とぞ聞えたる(又は上に引ける和州多門城の制に倣へる故の名にや)とあり。城の制は尙大阪。江戸(宮城の條)。二條城の條併見すべし。又叛臣の居城は毀され。又は沒收さるゝ例なり。又明治維新の際朝敵となりし諸侯の城郭は毀され。江戸城の如きも外郭の門は毀されしが。其枡形さへも明治三十二年の頃。取毀に着手せり。古の築城學の事は鈴錄などに委しければ。爰には略す。【城下】。德川氏封建時代。各藩居城の市街を城下といふ。日本商業史に。其城下の數を擧げたり。左に抄錄す。五畿內は豐臣氏の故地にして大抵幕府の直轄に歸し。京都に所司代を置き。大阪に城代を置きて關西を控制し。山城伏見。大和奈良。和泉堺等の地に奉行を置く。さて山城に淀(十萬二千石稻葉氏)。大和に郡山(十五萬千二百八十八石柳澤氏)。高取(二萬五千石植村氏)。和泉に岸和田(五萬三千石岡部氏)。攝津に尼崎(四萬石櫻井氏)。高槻(三萬六千石永井氏)。三田(三萬六千石九鬼氏)。其他櫛羅。芝村。柳本。小泉。柳生。丹南。狹山。伯太。麻田の各藩ありと雖も。大藩と稱すべきものは。淀。郡山の二藩に過ぎず。東海道には駿河の府中に城代を置き。伊豆下田。相模浦賀に番所を置く。甲斐の府中に勤番を置く。この外伊勢山田に奉行を置き。さて伊勢に安濃津(三十二萬三千九百五十石藤堂氏)。久居(五萬三千石藤堂氏)。龜山(六萬石石川氏)。桑名(十一萬石松平氏)。志摩に鳥羽(三萬石稻垣氏)。尾張に名古屋(六十一萬九千五百石德川氏。犬山(三萬五千石成瀨氏)。今尾(三萬石竹腰氏)。參河に吉田(七萬石大河內氏)。西尾(六萬石松平氏)。岡崎(五萬石本多氏)。遠江に濱松(三萬石井上氏)。掛川(五萬三千石太田氏)。横須賀(三萬五千石西尾氏)。駿河に田中(四萬石

本多氏)。沼津(五萬石水野氏)。相模に小田原(十二萬三千百二十九石大久保氏)。武藏に忍(十萬石忍氏)。川越(八萬四百石松井氏)。上總に久留里(三萬石黑田氏)。下總に佐倉(十一萬石堀田氏)。古河(八萬石土井氏)。關宿(四萬八千石久世氏)。常陸に水戶(三十五萬石德川氏。松岡二萬五千石中山氏)。土浦(九萬五千石土屋氏)。笠間(八萬石牧野氏)。其他長島。神戶。薦野。擧母。苅屋。田原。西大平。西端。相良。小島。萩野山中。岩槻。岡部。金澤。勝山。館山。飯野。佐貫。鶴牧。請西。一宮。多古。結城。高岡。小見川。生實。麻生。府中。宍戶。下館。牛久。下妻あり。東山道には下野の日光。近江の大津。信樂に代官を置き箱館に奉行を置く。さて近江に彥根(二十五萬石井伊氏)。膳所(ゼゼ)(六萬石本多氏)。水口(二萬五千石加藤氏)。美濃に大垣(十萬石戶田氏)。郡上(四萬八千石靑山氏)。高須(三萬石松平氏)。加納(三萬二千石永井氏)。岩村(三萬石松平氏)。信濃に松代(十萬石眞田氏)。松本(六萬石戶田氏)。上田(五萬三千石藤井氏)。高遠(三萬三千石內藤氏)。高島(三萬石諏訪氏)。上野に前橋(十七萬石松平氏)。高崎(八萬二千石松平氏)。沼田(三萬五千石土岐氏)。安中(三萬石板倉氏)。館林(六萬石秋元氏)。下野に宇都宮(七萬八百五十石戶田氏)。壬生(三萬石鳥井氏)。烏山(三萬石大久保氏)。陸奧に仙臺(六十二萬五千六百石伊達氏)。盛岡(二十萬石南部氏)。會津(二十八萬石松平氏)。二本松(十萬七百石丹羽氏)。弘前(十萬石津輕氏)。棚倉(十萬石阿部氏)。白川(十萬石阿部氏)。中村(六萬石相馬氏)。三春(五萬石秋田氏)。磐城平(三萬石安藤氏)。福島(三萬石板倉氏)。一之關(三萬石田村氏)。福山(三萬石松前氏)。出羽に久保田(二十萬五千八百石佐竹氏)。米澤(十八萬七千二百石上杉氏)。莊內(十七萬石酒井氏)。松山(二萬五千石酒井氏)。新莊(六萬八千二百石戶澤氏)。上山(三萬石藤井氏)。山形(五萬石水野氏)。其他大溝。西大路。山上。宮川。三上。苗木。高富。飯山。飯田。小諸。田口。須坂。岩村田。伊勢崎。小幡。吉井。七日市。足利。黑羽。佐野。茂木。吹上。大田原。八之戶。黑石。泉。守山。湯長谷。下手渡。天童。本莊。龜田。長瀞あり。北陸道には越後新潟。佐渡相川に奉行を置く。さて若狹に小濱(十萬三千五百五十八石酒井氏)。越前に福井(三十二萬石松平氏)。丸岡(五萬石有馬氏)。大野(四萬石土井氏)。西鯖江(四萬石間部氏)。加賀に金澤(百二萬二千七百石前田氏)。大聖寺(十萬石前田氏)。越中に富山(十萬石前田氏)。越後に高田(十五萬石榊原氏)。長岡(七萬四千石牧野氏)。村上(五萬九千石內藤氏)。新發田(十萬石溝口氏)。村松(三萬石堀氏)。其他勝山。敦賀。椎谷。與板。淸崎。黑川。三日市。三根山あり。山陰道には丹波に龜山(五萬石形原氏)。篠山(六萬石靑山氏)。福知山(三萬二千石朽木氏)。園部(二萬六千七百十一石小出氏)。丹後に宮津(七萬石本莊氏)。田邊(三萬五千石牧野氏)。但馬に出石(三萬石仙石氏)。因幡に鳥取(三十二萬五千石池田氏)。出雲に松江(十八萬石松平氏)。廣瀨(三萬石松平氏)。石見に濱田(六萬千石松平氏)。津和野(四萬三千石龜井氏)。其他綾部。柏原。山家。峯山。豐岡。母里あり。山陽道には播磨に姬路(十五萬石酒井氏)。明石(八萬石。十萬石格松平氏)。龍野(五萬千八十九石脇坂氏)。美作に津山(十萬石松平氏)。備前に岡山(三十一萬五千二百石池田氏)。備中に足守(二萬五千石木下氏)。備後に福山(十一萬石阿部氏)。安藝に廣島(四十二萬六千石淺野氏)。周防に德山(四萬十石。城主格毛利氏)。長門に萩(三十六萬九千石毛利氏)。府中(五萬石。城主格毛利氏)。其他赤穗。三日月。山崎。林田。小野。安志。三草。勝山。庭瀨。新見。岡田。淺尾。淸末あり。南海道には。紀伊に和歌山(五十五萬五千石德川氏。田邊三萬八千八百石安藤氏。新宮三萬五千石水野氏)。阿波に德島(二十五萬七千九百石蜂須賀氏)。讚岐に高松(十二萬石松平氏)。丸龜(五萬千五百十二石京極氏)。伊豫に宇和島(十萬石伊達氏)。今治(三萬五千石松平氏)。大洲(六萬石加藤氏)。松山(十五萬石久松氏)。西條(三萬石西條氏)。土佐に高知山(二十萬二千六百石山內氏)。其他多度津。吉田。新谷。小松あり。西海道には肥前の長崎に奉行を置き。外國貿易を取扱はしむ。さて筑前に福岡(五十二萬石黑田氏)。秋月(五萬石。城主格黑田氏)。筑後に久留米(二十一萬石有馬氏)。柳川(十一萬九千六百石立花氏)。豐前に中津(十萬石奧平氏)。小倉(十五萬石小笠原氏)。豐後に岡(七萬四百四十石中川氏)。臼杵(五萬六千石稻葉氏)。杵築(三萬二千石能見氏)。日出(二萬五千石木下氏)。肥前に佐賀(三十五萬七千石鍋島氏)。小城(七萬三千二百五十石鍋島氏)。蓮池(五萬二千六百石鍋島氏)。島原(七萬石深溝氏)。唐津(六萬石小笠原氏)。平戶(六萬千七百石松浦氏)。大村(二萬七千九百七十石大村氏)。肥後に熊本(五十四萬石細川氏)。宇土(三萬石細川氏)。日向に延岡(七萬石內藤氏)。飫肥(五萬千八十石伊東氏)。高鍋(二萬七千石秋月氏)。佐土原(二萬七千七十石島津氏)。薩摩に鹿兒島(六十萬五千石。琉球分十二萬三千七百石島津氏)。對馬に府中(十萬石以上格宗氏)。其他佐伯。府內。森。鹿島。五島。人吉あり(以上慶應二年四月の調に據る)。今又十萬石以上の城下を擧ぐれば。畿內に淀。郡山。東海道に名古屋。水戶。安濃津。桑名。小田原。佐倉。忍。東山道に仙臺。會津。彥根。久保田。盛岡。米澤。莊內。前橋。二本松。大垣。松代。弘前。棚倉。白川。北陸道に金澤。福井。高田。小濱。富山。大聖寺。新發田。山陰道に鳥取。松江。山陽道に廣島。萩。岡山。

姫路。福山。津山。南海道に和歌山。徳島。高知。高松。宇和島。西海道に鹿兒島。熊本。福岡。佐賀。久留米。小倉。柳川。中津あり。これを要するに商業も亦封建時代に在ては。其城主の勢力に伴うて發達したるは明かなる事實なりと雖も。又地理の然らしむる所なきに非す。故に奥州の一大城下にして却て中國の一小城下に及ばざるものあり。又全く城下にあらざる市街にして商業地たるものあり。即美濃岐阜。伊勢松坂。四日市。近江大津。長濱の如きこれなり」とあり。小き大名は家格に依り。其の城を城と云ふ事を得ず。陣屋と唱ふ。(ヂムヤ參看)。陣屋を預る大名を無城の大名と云ふ。寶暦十年の達に。一。無城の面々居所。有來之分修復申付候儀は相届に不及。新規堀を掘。或石垣土居等築立候類の儀。其外不依何事。新規之儀は伺の上普請可被申付候とあり。城ある大名にても修繕の外。城を新築するは幕府にて許可せざる方針なりき。福島正則は城を新築したる爲め。改易(參看)となれり。蓋し謀叛の準備と見たるなり。猶處替。城郭參看すべし。

シロムク　白無垢。(ムクを見よ)

シヰタケ　椎茸。食用菌中古來栽培せらるゝものは椎茸にありとす。傳ふる所に據れば。往古應神天皇の御宇に椎茸を獻納せりと云へは。既に此時より食用に供したるを知るへし。扨椎茸は人の知る如く樹幹に發生するものにして。春夏秋の三期に生するものなれは。栽培するものは何時なりとも作り得へし。去れと夏生のものは肉薄く莖長くして良品を生せす。秋生のものは發生少なく。又寒氣の追々迫り來るが故に發育充分ならす。佳品を得んとするには春季を宜しとす。椎茸の栽培法は地方に因りて異るへしと雖も。今或地方に於て行はるゝ方法を聞くがまゝに記さんに。椎茸は種々の樹上に生するものにして楢。栗。櫟(クヌギ)。椏(シア)。樫。椎等の類には最も普通に見るものなり。又まんさく。やしや。いぬぶなにも發生すと云。尤樹種に因て發生の期に差異あり。櫟。椏等は四年目。楢。栗は三年目より生し。又椏にては一度發生し始る時は數年間盛に收穫あるも。他の樹にては發生したる初年のみ收穫多く。次年よりは出來方少きが爲。栽培上不得策なりと云ふ。又樹木の年齢は發生上に著しき關係あり。即ち椏にては老木にあらされは不可なり　二十年二十五年のものは發生せす。四十年以上のものを以て最良とす。楢。椎は二十年後より老木に至るまで用ひ得へしとなし。扨椎茸を發生せしむる臺木の採伐期は。晩秋諸樹落葉前にあり。然れとも各樹の期節自ら異り。楢にありては。秋の土用前後を良しとす。但此採伐期を定むるは年の時候に依るへきのみならず。又葉色。根株。伐採面の狀況。樹幹の硬固。採伐後に於る葉の狀態。甘汁の浸出如何を檢して。其期の適否を定むる者なれは。是には多年の經驗を要すへし。扨適當の期を見計ひて切り倒したる楢をは。三四尺又は五六尺と適宜の長さに切り。樹皮の諸所に刃物を以て刻痕を設け。又は槌の類にて打傷を作り。一箇所に積重ねて放置すると三年の後。其冬季に至り。集めて束となし。翌春の始に之を解きて。駢列するか又立て掛け置けは。樹質の朽ち始めたる樹皮の下に。白色綿の形を爲せる菌絲蔓延して。是より盛に茸の發生するを見ん。若し夏又は秋に茸を穫んと欲せは。一日間此臺木を水に浸し諸部を叩きて取出し駢列すへし。或は白水を掛くれは茸の發生多しと云。斯く栽培したる茸の充分成長したるものを。樹より摘取りて。火力或は日光に乾燥して貯藏す。日光に乾かしたるものは。香味共に生のまゝに異なることなく。從て價も高しと云ふ。【朴樹茸】(ホウノキ)は。亦椎茸と同一の方法を以て栽培するを得べし。秋季稍々腐朽に近づける朴樹幹に發生す。其色は黄褐色にして。味は松茸。はつたけ。椎茸等に比すべきも。未だ是等の如く食用に供する人多からず。此茸の發生する樹は。榎の外。槻。桑。楮等にして椎茸に於けると同じく。晩秋臺木を切り取り。諸處に傷を作りて放置し。腐朽するを待つ。

ジヰム　寺院。てらは。和訓栞に。寺をよめり。日本紀に。精舍伽藍なとよめり。莊嚴のてりかゝやく意にや。今の朝鮮語に。てるといへば。もと韓語にやといへり。精舍は。一切經音義曰。非レ由ニ其舍精妙一。良由ニ精練行者所ニ居也。伽藍は釋氏要覽に。招提菩薩。皆古佛邦。故寺謂ニ之招提一。或名ニ伽藍一。或名ニ道場一。其實一也とあり。本邦にては。佛法傳來せしより。佛像を安置し。僧徒を住ましむるの所。これをてらと云。今其初發よりの事實を畧記すべし。欽明天皇。十三年に。百濟王使を來らし。金銅釋迦佛像。及び幡蓋經論を獻し。上表して。其功德を稱贊す。天皇群臣に西蕃佛を獻す。禮すべきや否と問ふ。蘇我稻目奏す。蕃國皆これを禮す。皇朝豈獨違ふべけんやと。物部尾輿。中臣鎌子諫めて曰。我國の天下を御する。常に天神地祇を祭る。然るに今遽かに蕃神を拜す。恐くば神の怒を致さむと。天皇乃ち佛像を稻目に賜ふ。稻目悅び。向原の家を捨て寺と爲す。佛寺此に始まる。大和志に。高市郡廣嚴寺。在ニ豐浦村一。舊作ニ向原一。又名ニ豐浦寺一。といへり。　れは現成の家を以て。寺となせしのみにて。佛刹の構造にはあらず。其後疫大に行はれ。人多く死す。尾輿鎌子奏して曰。曩に臣か言を用ひず。此災を致せり。宜しく早く佛法を屏けて。後福を求むべしと。天皇乃ち佛像を堀江に投け。伽藍を焚棄てしむ。敏達天皇六年。大別王等

を百濟に遣はす。歸るに及び。百濟王。佛工。寺工。各一人を獻ず。これを攝津大別王の寺に居らしむ（此寺も。佛刹の構造にはあらざるべし）。これ工人の來れる始めなり。十三年。蘇我馬子。佛法を信し。佛殿を石川の宅に造る。大和志に。高市郡石川廢精舍。石川村古址。今有二本妙寺。及石浮屠一。高丈許といへり。此寺は百濟工人の造る所か。十四年。又大に疫す。物部守屋。中臣勝海奏して。悉く佛像殿堂を燒く。馬子。嘗て病めり。奏して曰。臣の病。三寶の力にあらざれば。救療すべからずと。天皇。馬子に詔して。汝獨これを爲せ。他人を惑はすことなかれと。馬子大に悅び。新に精舍を營む。崇峻天皇の時。聖德太子四天王寺を攝津に立つ。攝津志に。東生郡四天王寺。在二天王寺村一。山號二荒陵一。一名三津寺。又名二難波大寺一。又稱二法華園一。又名二敬田院一といへり。馬子。また法興寺を飛鳥に立つ。大和志に。高市郡法興寺。飛鳥村の南といひ。拾芥抄に。元興寺。本稱二法興寺一。又飛鳥寺一といへり。これより佛寺の造築盛に起る。推古天皇の三年。高麗の僧惠慈。百濟の僧慧聰來る。太子惠慈を師とし。二僧。皆法興寺に住めり。十一年。秦河勝太子の佛像を受けて。蜂岡寺を作る。山城志に。葛野郡廣隆寺。在二太秦村一。一寺五名。曰桂林。曰三槻。曰蜂岡。曰葛野といへり。十四年。佛工鞍作村主鳥功あり。近江國坂田郡の水田。二十町を給ふ。鳥此田租を以て。天皇のために。金剛寺を造る。大和志に。高市郡金剛寺。在二坂田村一。舊名小墾田。坂田尼寺といへり。二十四年。天皇不豫。太子爲めに寺塔を建立して病を禱る。國造。伴造。臣連等も。亦相傚て造營す。太子馬子と共に佛法を弘め。海内風靡す。是時寺の數四十六所。僧八百十六人。尼五百六十九人と云。天武天皇八年四月。詔して曰。商下量諸有二食封一寺所由上。而可レ加加レ之。可レ除除レ之。是日定二諸寺名一。また九年四月に勅す。凡諸寺者。自今以後。除下爲二國大寺一以外上。官司莫レ治。唯其有二食封一者。先後限三三十年一。若數レ年滿二三十一。則除レ之。且以爲飛鳥寺不レ可レ關二于司治一。然元爲二大寺一。而官恒治。復嘗有レ功。是以猶入二官治之例一。書紀集解云。壬申之年。大伴連。弟吹負拔二高坂王飛鳥寺。西槻下營一。蓋此時有下援二官師一之功上也。其後持統天皇の六年に至り。寺數凡そ五百四十五所あり。元正天皇。靈龜二年五月庚寅。詔曰。崇二餝法藏一。肅敬爲レ本。營二修佛廟一。清淨爲レ先。今聞諸國寺家。多不レ如レ法。或草堂始闢（原闢作レ闕。依二古本一改）。爭求二額題一。幢幡僅施。即訴二田畝一。或房舍不レ修。馬牛群聚。門庭荒廢。荊棘彌生。遂使二無上尊像。塵穢甚深一（古本。塵作二永蒙二字一）。法藏不レ免二風雨一。多歷二年代一。絕無二構成一。於レ事斟量極乖二崇敬一。今故併二兼數寺一。合二成一區一。庶幾同力共造。更興二頽法一。諸國司等宜下明告二國師衆僧及檀越等一。條乙錄郡內寺家。可二合併一財物甲（武智麿家傳。郡作レ部）附レ便奏聞上（古本。便作レ使）。又聞。國寺家。堂塔雖レ成。僧尼莫レ住（原。住作レ任。依二古本一改）。禮佛無レ聞。檀越子孫。惣二攝田畝一。專養二妻子一。不レ供二衆僧一。因作二諍訟一。諠二擾國郡一。自今以後。嚴加二禁斷一。其所レ有財物田園。竝須二國師衆僧。及國司檀越等。相對撿挍。分明案記。充用之日。共判出付一。不レ得下依レ舊檀越等專制上。」聖武天皇天平十三年。諸國に國分寺。國分尼寺を建つ。每國僧寺に封五十戶。水田十町。尼寺に水田十町を施す。僧は必ず二十僧あらしめ。尼寺は必ず一十尼あらしめ。其寺を法華滅罪の寺となす。これより後。地として寺を建てざるなく。其多き事想ふべし。桓武天皇。延曆二年。勅して曰。京畿定額諸寺。其數有レ限。既禁三私立二道場一。比來所司寬縱不二曾糺察一。如經二年代一無三地不二寺。宜三嚴加二禁斷一。しかるに幾ばくならずして。延曆七年。僧最澄寺を近江國比叡山に創し。根本中堂を建て。以て新都の鬼門を鎭すと稱す。これを比叡山といふ。岩垣松苗これを論して曰。佛法東渡以來。世創二寺塔一。至三前朝建二國分寺一。其弊極矣。韓子所謂人二其人一。廬二其居一者。勢既不レ易レ爲也。帝立二此禁一。實權宜良方也。獨怪未レ幾延曆七年。僧最澄創二寺於比叡山一。建二根本中堂一。安二藥師像一。以稱二濟世醫國一。其後子院衆多。遂及二三千一。鴨水東北。無三地不二寺。民居僅夾二堂塔之間一。而山徒暴虐。動起二甲兵一。譬猶下庸醫口稱二仁術一。每損中人命上。遂至レ使下後世天子有中鴨水之漲與二山僧之暴一。朕亦無レ奈二之何一之嘆上。嗚呼自三佛法入二我邦一以降。蠹レ國害レ政。未レ有二如レ是甚者一也。惜哉當時處二此良方一。徒置不レ用。而使二病勢益劇一。苟有レ志二濟世一者。安得レ不二長大息一乎。後經二七百餘代一。平公信長。一怒火二攻之一。天下大患。始得二全癒一矣。治療之功。却出レ自二武將一。豈謂二之下策劫法一乎。」この後僧空海等出て丶。寺塔の構造ますます盛になれり。降て土御門天皇の建仁二年。源賴家。地を京師に捨し僧榮西をして。大禪苑を造營せしむ。これを建仁寺といふ。是より榮西宋に往き。彼の佛寺建築の制を摸寫して還る。是より佛寺を營むに。多く宋の風を摸せり。日蓮の撰時抄に。當時の寺の數を擧て十七萬一千三十七所とあり。永祿十一年。耶蘇宗の徒。京師四條に一寺を創す。永祿寺といふ。後南蠻寺と改む。これは南蠻の建築風に傚ひしものとぞ。後數年。南蠻寺を破却し。復耶蘇宗の寺院を建つることを禁す。故に南蠻の建築法。世に傳はらす。萬治二年。德川家綱。明の僧隱元をして。山城國宇治郡に。一寺を建てしむ。これを萬福寺といふ。其建築法は。明國の風に傚へり。其後寬政十二年の調査に據るに。寺數禪宗一萬〇百寺。黃檗宗九千百寺。眞言宗一萬千百寺。法相宗五千三百二十寺。天台宗千八百二十寺。淨土

宗十四萬〇〇二十寺。遊行宗六萬七千〇六十寺。念佛宗千五百十寺。西本願寺派四萬五千〇十寺。東本願寺派八萬八千三百五十四寺。高田門跡派七千五百二十寺。日蓮宗八萬三千〇二十寺にて。總數四十六萬九千九百三十四寺なり。」明治維新以來。寺院の事大に改革廢合等の事あり。今その大なるものを略載す。元年十二月十三日。寺院の領地。府藩縣の所轄に屬せざる者を檢覈せしむ。これ從來守護不入と稱せし所のものなり。」二年八月二十五日。親王家菊章の制を定められ。寺院も是まで多く菊章を用ひしが。泉涌寺。般舟院の外は。妄りに用ふるを禁せられ。また寺院の下馬。下乘の榜を撤せしめ。其殊なる由緒ある者は。具狀して稟請せしめらる。」四年六月十七日。仁和寺。大覺寺。以下諸寺院。御所門跡。院家。院室等の名稱を廢し。悉く地方に貫し。其封祿ある者は。代ろに廩米を以て渡さる。但し草高百石は。現米二十五石の率を用ひしなり。さて寺院の數は。廢合せしにより。以前とは大に減少して。明治三十二年統計に據ろに。諸宗を惣計して。七萬千九百十箇寺とす。

【四大寺】といふは。東大寺。興福寺。延暦寺。園城寺。是なり。東大寺は。大和奈良にあり。聖武天皇の時。僧行基をして創せしむ。八宗兼學。寺領二千二百十一石餘也。興福寺も奈良にあり。藤原鎌足。山城宇治郡山階に一寺を建つ。山階寺といふ。天武天皇の時。これを大和高市郡廐坂に遷し。改て廐坂寺といふ。元明天皇和銅三年。また春日の地に遷さろ。淡海公造營ありて。興福寺といふ。法相宗にて。寺領一萬五千四百二十九石餘なり。延暦寺は。近江にあり。王城の艮にあたりて。西は山城に跨ろ。桓武天皇延暦七年。最澄これを創す。天台宗。寺領五千石なり。園城寺は。近江國大津にあり。天智天皇の時崇福寺を此地に遷す。天台宗。寺領は四千八百石なり。

【七大寺】拾芥抄に云。東大寺(聖武天皇神龜五年。始造レ之)。興福寺(不比等。和銅三年。造二山階寺一是也)。元興寺(推古天皇。崇峻天皇元年始造レ之。鳥寺。本法興寺)。大安寺(皇極天皇元年蘇我馬子大臣造レ之。和銅三年遷造之。本名二百濟寺一)。藥師寺(天智天皇元年造レ之。天武天皇)。西大寺(高野天皇天平勝寶元年創レ之。至二天平神護元年一十七年造畢)。法隆寺(聖德太子。號二伊香留香寺一)。

【十大寺】同書に。延喜十七年丁丑とありて。大安寺。元興寺。弘興寺。藥師寺。四天王寺。興福寺。法隆寺。崇福寺(近江國。天智天皇御願。三井寺末)。東大寺。西大寺。

【西京の五山】は。南禪寺(龜山法皇創立。開山は普門佛心禪師)。天龍寺(光明天皇暦應三年。足利尊氏創立。開山は夢窓國師)。相國寺(後圓融天皇永德三年。足利義滿創立。開山上に同)。建仁寺(土御門天皇建仁二年。源頼家創立。開山千光國師榮西)。東福寺(四條天皇の時。藤原道家創立。開山は聖一國師圓爾)。是なり。

【鎌倉の五山】と稱するは。建長寺(巨福山と號す。開山は宋人大覺禪師。弘安元年寂す)。圓覺寺(瑞鹿山と號す。開山は佛光禪師)。壽福寺(龜谷山と號す。開山は千光國師)。淨智寺(金峯山と號す。開山は宋人佛源禪師。正長二年寂す)。淨妙寺(稻荷山と號す。開山は行勇禪師)等是なり。其外西京に十刹と稱する禪寺あり。又諸國國分寺(コクブンジを見よ)。定額寺等あり。日本史の佛事志に詳なり。猶寺領。寺社奉行等參看すべし。

【十刹】和漢名數にいふ。五山之外。又有二十刹一皆爲二禪寺一。等持寺(山城。開山夢窓國師。舊號二鳳凰山一。義堂和尚住持時去二此號一)。臨川寺(山城。開山同上。號二西山一)。聖福寺(筑前。號二安國山一。外門有レ額。書曰二扶桑最初禪窟一。是後鳥羽院宸翰也。開山千光國師)。安國寺(在二山城西山一。號二神雞山一。今寺絕不レ知二其地一。開山大同禪師)。寶幢寺(山城嵯峨。號二覺雄山一。今寺絕。只殘二開山塔鹿王院一。開山普明禪師妙葩。號二春屋一)。禪興寺(相模。開山宋大覺禪師。諱道隆)。眞如寺(在二山城國衣笠山西南麓一。號二萬年山一。或曰。爲二十刹之第三位一。高師直爲二夢窓國師一所二創建一也。開山宋佛光禪師。諱祖元)。廣覺寺(山城。號二大明山一。開山大覺禪師。或說。桑田和尚。(號二知覺禪師一)。妙覺寺(山城。開山法燈禪師)。普門寺(在二山城東福寺邊一。號二淩霄山一。開山聖一國師)。後圓融院康暦三年。足利義滿公初定二十刹之次第一。而其次第未レ詳。(一說)十刹位次。等持寺。臨川寺。眞如寺。安國寺。寶幢寺。日門寺。廣覺寺。大德寺。號二龍寶山一。開山大燈國師)。妙光寺。(號二天長山一。開山法燈國師。無礙和尚兩人爲二開山一)龍翔寺。(瑞鳳山。開山圓通大應國師)。此位次者自二康暦一至二永享年中一。大嶽和尚令レ除二大德。龍翔二寺一。(或說)。第一等持寺。第二臨川寺。第三聖福寺。第四眞如寺。第五安國寺。第六萬壽寺(豐後府內。號二蔣山一。開山直翁和尚)。第七淸見寺(駿河。號二巨鼇山一。開山關聖上人)。第八定林寺(美濃。號二瑞雲山一。開山佛光)。第九寶幢寺。第十崇福寺(出羽。號二龍鳴山一。開山普明禪師)。

ス之部

ス　酢は。日常必要のものなるを今更贅言を要せず。和訓栞云。酢は酸の義也云々。萬年醋あり六月酢あり。和泉酢は建長二年記に。和泉郡御酢莊貢酢と見ゆ。今も酢垣內の名存せり。」和漢三才圖會云。酢諸國皆造レ之。泉州及攝州兵庫爲レ良。相州

ス

駿州亦出ニ名醋一。大抵造法。米麹一斗二升。水一斛和匀。白米二斗蒸レ飯乘レ熱共投レ甕固封(勿レ使下婦人觸穢人近上レ之。最忌ニ不淨物一)。每七日一次攪レ之。三七日而成。盛レ囊醡レ汁去レ滓。如不レ熟則以ニ火炭一投ニ其醋甕一即味酸。」凡患ニ癰腫一人食レ醋發レ膿。敷レ醋消レ腫(功有ニ內外之異一)。用レ醋洗ニ紅染絹一能脫レ紅。用レ醋洗ニ銅器一色鮮明。用ニ醋滓一塚ニ鍋釜外面一。鏽落如ニ銀色一。【梅酢】即梅汁也。六月製ニ梅干一時取レ之。用ニ生梅黃熟者一斗一漬レ水一日。苦汁出時取出。以ニ鹽三升一糝レ梅。安ニ壓石一一晝夜梅汁出。取レ梅日晒。又漬ニ件梅汁一日乾再三則梅干成矣。用ニ其梅汁一盛レ甕收用。乃是梅醋也。經レ年不レ敗。如病人食レ之亦無少。然不ニ藥入用一。【萬年醋】。夏月用ニ酒變レ味者。米醋水(三品等分)和合。盛レ甕投 堅炭燼於內。取ニ出炭一急封レ口。經レ月成レ醋。以後有ニ變レ味酒一則加ニ入其甕一。其醋最酸。蓋民間簡便之法也。」また日本歲時記に。萬年醋の製法。醋と酒と等分に合せ。壺に盛り。堅く口を覆ひ。土用の中壺ながら外に置き。炎日に晒し。七十日をへてこれを用ふ。そのくみ取たるほど。酒と水を等分つゝ入れ。每度如此すればいつまでも有故に萬年醋といふなり。又菖蒲の葉を刻て少ばかり入れは。芳氣を發するゆゑ菖蒲醋ともいふ」といへり。【生酢(キズ)】と云ふは。木の實より取りたる酢なり。即梅酢。橙酢の類也。(スムツカリ參看すへし)。又【橙酢】と云ふは。橙又は柚の實を搾りたる酢にて。料理に用ひ。又は藥用とす。古くよりあり。今俗にポンスと云ふ。【二杯酢。三杯酢】と云ふは。砂糖と醬油を交へ。又は醬油を交へて。料理に用ふる時の名なり。【酢の看板】古酢を賣る家の看板に三種ありと云ふ。還魂紙料に。酢を商ふ家の看板に三種有。其一種は瓶の形を板にて彫たるなり。七十一番職人歌合の繪に。酢賣の傍に瓶をすゑたり。是酢を貯る器也。其形より出て古くよりありし看板なるべし(元祿元年印本庭訓往來繪抄。元祿三年印本人倫訓蒙圖彙等に圖あり。今も江戶參河町に有)。又一種は小竹を編みて軒端へかけたるものなりと。今奧羽の街道又駿州府中にありと聞り。竹を編たるものを簀といへば。簀と酢と通したる例の隱語にて。是も古きふりのやうに思はるれど。此をを記しゝ草紙を見ず(駿州にて此簀の看板を釣。八月酢ありと紙にかきて懸たるがありと云。慶安四年印本萬聞書秘傳抄に八月酢の名あり。是酢を造るの佳節なるへし)。又一種は片板にてつくりし出物なり。是は俳諧の句にも見えたれば。其圖をあつめて摸し出せり。高笑(序に丙申とあり。享保元年歟)にいふ。酒屋の看板に矢筈を出すはどうした譯だ。あれは人のいるやうにとの事さ。そんなら酢屋のかんばんにすゐのうの底の無き物をするはどっちや。あれはなんぼ射てもすや(素矢。酢屋)。又支考が撰し本朝文鑑(享保二年印本)七の卷。九蛙が醋德の頌に。さばかりの德ある酢の看板に。篩の底のぬけたるをぶらさげ。又六が門の簾には往來の人の津やひくらん云云。」なほ近く見えたるは。中古風俗志(明和元年老人筆記)に曰。昔は酒屋の軒に杉の葉にて毬のごとくこしらへたる酒林といふ物あり。尤九月ごろ新酒のくだる時分には田舍よりこしらへて賣に來る。それを買てかけたるよし。近年まで本鄕のすゐ四ツ谷邊にはありしが。いまは絕てなし。又た酢の看板にこしきを出しおきしが。これもいつしか止んで古風を失ひしが多し」といふ事を載せたり。今は知る人すくなし。酢には眼に見えがたき小蟲の生ずるとあり。それを漉たりといふしるしに布篩を掛おきしが。いつか輪ばかりとなり。遂にその輪をかくることも絕しならん。按に九蛙は越後なり。支考は美濃也。されば此看板は江戶のみに限りしとにはあらざりし成るべし。他國には今も在歟」と見えたり。古風なる事なれば序に載す。

さて明治十六年十二月十八日。酢造營業者。酢元に供する爲め酒類を製造するの稅則を定めらる。右の條項のうちに。檢査未濟の酒類を以て酢を製造するを許さす。犯す者は罰金に處し。現在の酒類及び酢を沒收す。其已に賣拂きたる者は代價を追徵す」とあり。廿九年三月法律第二十八號を以て酢稅を廢す。

スアウ

スアウ　素襖。四季草に云。素襖の事。襖といふ裝束あり(アヲ參看)。衣服令の武官の禮服に。位襖(位によりて色の定あるゆゑ。位襖といふなり)とあるを。義解に無レ襴之衣也と注せり。文官の袍(袍とは束帶の時上に着る裝束なり)は兩腋を縫ひふさぐ。是を縫腋といふ。縫腋の袍はすそに橫幅を付る。是を襴といふ。武官の(武官とは近衞。衞門。兵衞等なり)袍は兩腋を縫ふさかずあけて置く。是を闕腋といふ(闕腋ケツテキとつめていふならひなり)。闕腋の袍には襴なし。此闕腋の袍を上古は襖といひたるなり。縫腋も闕腋も綾を以て縫ふなり。然るに素襖は布を以て縫ふゆゑ。質素なるを以て素襖と名付たるなり。襖と素襖の形は違たれども(ゑりの付やう違ふなり)。いづれも上に着る物ゆゑ。准へていふなり。」また貞丈雜記に。素襖と云服。鎌倉將軍代までは。其名聞えず。東鑑に見えず。京都將軍以來の書に見えたり。古代は直垂を以て庶人の常服とせり。按るに。素襖と直垂。裁縫違たる所なし。素襖も本は直垂なるべし。然るを京都將軍の代に至て。布直垂の紋のつけ所。腰紐菊綴胸紐等を變じて。素襖と名付て。直垂よりも下品の服に定められし成へし。【小素襖】と云は。別の事なし。上は常のすあふの如くして。袖一幅半也。下は

一幅 一幅

前

長袴を着ずして。袴のたけ。足のくろぶしまでとどく程の。短き袴を着る事を云。長袴を短くしたる也。今の半袴也。染色紋などは。上と同し様にする也。笠掛日記（細川澄元）云。はれの時可心得事。直垂。狩衣。大帷子。裏打小素袍以下。二日三日前より。ゑもんを取ておしをかけ云々。又射手装束。むかばきゑほしかけをして沓をはく也。今は小すあふ行縢沓にて射る也云々。今はとは。永正年中をさして云也。又云。小すあふは。よのつれのより袖少ちいさかるべし。はかまのすそは。内の方へ打かへしくけて。其内へ革を廣さ五分ほどにして。くけ入れて。くゝろ時引出して結へし。東山殿年中行事（永正六年大舘尙氏記也）云。正月元日。今日出仕之面々。着二大口直垂一。走衆皆小素袍に云々。【もぢのすあふ】と云物あり。御供古實に云。もぢのすあふの事。殿中へはめし候まじく候。肩衣の事も同前にて候。射手すあふには不苦候。條々聞書に云。もぢさよみは。かりそめにも殿中へは着候はず候。かげにては。射手すあふ。鞠などには用候つる。それもきとしたる時は。斟酌たるべき由候し云々。當時のもぢかたぎぬも。古よりあり。右の御供故實にあり。【すき素襖】と云物あり。條々聞書に云。すきすあふとは。越後布を染たるを申候。是れは六月七月各着候。八月朔日より。あつきすあふにて候。當時すきすあふ。御免の御禮など被申入候て。年中めし候事珍敷由。金仙寺（伊勢守貞宗事）のたまひ候し云々。越後布とは。いまのちゞみなり。あつきすあふとは。常の布のすあふを云（土佐光茂が犬追物の絵に。すきすあふを着たる射手あり）。【うちかけ素襖】と云は。すあふのすそを。袴の内へ入れず。羽織を着ることく。打かけて着るを云。無禮なる事也。うちかけ肩衣と云も同し心也。打かけすあふ。打かけかたぎぬ。打かけえぼし。狼藉なる由。條々聞書に見えたり。」すあふの胸に付たる皮を。ひもとも。ひも皮とも云也。條々聞書に云。すあふのひも革の事。黒梅小紋の付たる紀伊國革可然由申候。金仙寺は（伊勢守貞宗事）黒梅被用候し。紫革は打まかせては付まじき由。古き人は被申候し（すべて紫色は公方様御用の色なる故何にも紫色は憚りし也）。乍去近年あつかひも候はず候（憚らぬ也）。當世見及候は丹波目結（目結とはかのこを染たるなり）。ひきめ革（くろき革に赤くわらびてのやうなる紋を付たるなり）などを紐に付られ候。さもあるべく候歟。又ひもはひともん（錢一文のひろさ）とて。昔より定たる事にて候を。今は殊

前

前は四幅也マチを入る

の外ひろく候。不レ可レ然候云々。素襖のひもの結様は。ひもを眞中より二つに折て。折めの方を取て。まむすびにしておく也。然れはもろわな結になるなり（兩方にわなある也）。酌陪膳など勤る時。其外手をしげくつかふ事ある時は。ひもの結たるをときて小袖とすあふの間へ入て。内にて帶の通りにはさみ置也。舊記に。ひもを納るとあるは。此事なり。今はひもを結事を知らぬ人多く。紐を下へ引くだして。はかまの前腰の内へ引入て置く也。古風を知らぬ也。【すあふ引】と云は。古は酒もりの時人に盃をさして。扨着たるすあふをぬぎて。盃さしたる人につかはす。互ひに如此するを云也。刀引と云も同し心也。盃をさして扨刀をつかはす也。古は酒宴の時。毎度如此ありし事。舊記に見たり。【すあふぬぎ】と云は。猿樂に能をさせらるゝ時。すあふをぬぎて猿樂にとらする事也。翌日猿樂その素襖を給りたる人の家々へ持て廻りて鳥目を申受る也。すあふぬぎの時。すあふ計ぬぎて袴は着たるまゝにて居る也。別の素襖を着る事なし。是も酒宴の時の事也と。舊記に見たり。小袖ぬきと云も同し（以上雜記）。今按するに。德川幕府の時。正月三日謡初の式あり。其時出仕の諸侯。いつれも廊上下の肩をぬぎて。觀世太夫にとらするなり。その翌日。目錄金をそれ〳〵分に應し（毎年の事なれは諸家に舊例あり）太夫へ遣し。肩衣と引替るなり。これ素袍ぬぎの遺れるならむ。

スウガク　數學の始詳ならす。然れとも大寶年間には。大學寮に算術科を設け。試問に亦算科を加へ。以て數學生を教育せしなり。然るに中世以後數學大に衰へしが。德川氏に至り中根。關氏等の算術家輩出し。其術又古に復せりといふ。近時洋算の法傳はり。方今珠算筆算竝び行はれ。共に修學の一科となりぬ。文藝類纂云。算學の始詳ならすといへとも。算數は上古より有り。其術を研究せし人。古書に見えす。蓋欽明の朝に。百濟の曆博士固德王孫か來りしより前にも必これあるへし。其後推古の朝。僧觀勒か曆本を貢し。曆生に授けし頃は。必頗其法を得しなるへし。大寶年間に至りては。其道漸進みたりと見えて。職員令に。算博士二人。掌レ教二算術一。算生三十人掌レ習二算術一とありて。此頃大學に隸して。專其學を修めしむ。且算術を試科に加へて。博士及諸國博士を養成す。其修むる所は學令に。凡算經孫子。五曹。九章。海島。六章。綴術。三開重差。周髀。九司。各爲二一經一。學生分レ經習レ業（之を試るに上の九經を以てす。九經共に儒家の小經に准すること大學式に見ゆ。孫子は。集解に。釋云。一卷云々今選三卷とある是なり。周甄鸞注にして。唐李淳風釋なり。五曹は。集解に。釋云一卷云々今選五卷とある是也。同く甄鸞の注あり。九章。集解釋に九卷。海島は集解に一卷とあり。九章と同しく徐氏祖仲の算書と云ふ。又同しく劉徽の注あり。六章は今有ることを聞かす。集解に釋云。六卷高氏也とあり。綴術は釋云。五卷相氏也とあり。然れとも齊く祖仲の撰にて。李淳風の釋ある者あり。其同異を知らす。三開重差は。釋云三卷高氏也と。然れとも今存否を知らす。周髀は釋云一卷云々今選二卷と。漢趙君卿の注にて。甄鸞重述し。李淳風の釋あり。宋素籍か音義一卷あり。九司は釋云一卷。古記云九司事難計也）。考課令に。其算學生辨二明術理一然後爲レ通。試二九章三條。海島周髀。五曹九司。孫子三開重差各一條一。試レ九全通爲レ甲。通レ六爲レ乙。若落二九章一者。雖レ通レ六爲二不第一。其試二綴術六章一者。准レ前。綴術六條。六章三條試レ九。全通爲レ甲。通レ六爲レ乙。若落レ經者（義解に謂六章總不レ通者。集解に釋云六章稱レ經也）雖レ通レ六猶爲二不第一。其得レ第者。叙法一准二明法之例一」以上令中の文なれとも。其後又周髀位を解せさる者は。叙位せさる例となれり。延喜式部式上に。凡算得業生。不レ解二周髀一者。雖レ得二及第一。不レ須二叙位一。但聽レ留レ省と。是天平に改められしにて。學令集解に。古記云。天平三年依二式部解一官議曰。案二學令一。云々。若落二九章一者。雖レ通レ六猶爲二不第一者。令設二及第之科例一。立二叙位之法一。（中略）。其周髀者論二天地之運轉一。推二日月之盈虛一。言涉二陰陽一。義關二儒說一。比二類餘術一。漢易殊懸云々。自今以後。習レ算出身。不レ解二周髀一者。請依二令文一只許レ留レ省。事異二常例一と。且延喜の頃に至ては課業も數を增せり。大學式に凡須レ講云々。算生者漢晉律曆志。大衍曆議。九章。六章。周髀。定天論とあるは。此頃專曆法の算を重せられたりけんと見ゆ。其後三善。小槻兩氏の家學の如くなりて。他氏の者を任せられさる如くなれり。是三善淸行の算學に精しかりしより。累世博士に任せられしに創ると。職原抄に算博士二人算道之極官也。算道者三善氏傳レ之。仍一人者必用二其家儒一也。今一人小槻氏任レ之。善家者習二算術一也。小槻氏者爲二諸國調賦算勘一居二其職一と。又算道者當初微々也。而三善雅衡屬二權貴一起二其家一。子孫補二六位藏人一。至二遠衡朝衡一者。栩聽二仙籍一訖と。朝廷補任の大體は見るへしといへとも。延喜頃より元亨頃までの算法。如何ありしかを考ふへからす。按に算學の家にのみ其法を傳へて他人は其奧秘を知らす。奇怪の論にのみいひなしけるを。支那の古記に同し（倉廩中の米量を知り。樹頭の菓の數を知る等の小說を。支那人の傳ふるを云）。其故に宇治拾遺物語（十・四）に。丹後前司高階俊平の弟。算を善くし。人を笑はかす術を施したる話ありて。其末に。かゝれは。人おき殺し。おき生くる術ありといひけるをも。つたへたらましかは。いみじからましとぞ。人もいひける。算の道は。をそろしきこと

にぞありけるとなん」とあるなど。常人は算計などはすれとも。算術は其家にのみ傳ふるとなりしなるべし。」以下大日本數學歷史に據て記さんに。其後は此道も文運に從ひて衰へしが。文祿。慶長以前千百餘年の間は。專ら支那學術を採用せしかは。斯學の一進一歩と共に。數學も亦之に隨ひたりしに。此時代より數學の形勢一變して。日本數學復た興りたり。」抑之れか濫觴は。毛利重能（池田輝政の臣なりしか。故あり豐公の臣となる）なり。重能明にて算學を受け歸朝してより。珠盤(ソロバン)を以て算籌(サンギ)の不便に代へ。大に此術を行ひ。從來の乘除法の外。歸除法を工夫し。歸除濫觴二卷を著せり。是本邦數學書の始なり。珠算の法頗る算籌に勝れる故に。諸人競ふて珠盤を用ひ。數年ならすして全國に遍く。今に至て渝ると無し。方今四術演算の迅速なるよ。世界に冠たる者は。實に重能の功なり。」珠盤は。重能洛にて木匠に命して作らしめしか。木匠大津にて大に販賣せりと云ふ。重能の高弟。吉田光由。今村知商。高原吉種あり。之を三子と云ふ。寛永四年。吉田光由塵刧記（二三あれとも固より一種なり）を著し。同十六年。今村知商竪亥錄を著す。此時代には數學の程度甚た低く。知商の著せる因歸算歌の如く。諸算則を和歌體に詠したるものあり。寛永七年。弘文院を武藏國豐島郡上野に建て。學科中算術あれとも。儒學の必要を知て數學を學ぶ者なし。歸除法漸く行はるゝと雖とも。從上相承る所の算籌法も亦隨て起りぬ。正保二年。百川治兵衞。商除法を工夫し。龜井算二卷を著せり。之を【百川流】の祖とす。世俗之を九々引算と謂ふ。」算法書の出版漸く多く。承應。明曆年間山田重正の改算記。田原嘉明の新刊算法起。初坂重春の圓方四卷記。柴村盛之の格致算書等世に名あり。」萬治三年。安藤友益竪亥錄假名抄を編す。塵刧記出てより未た久しからざるも。進歩甚た速なり。此の時既に天元術も亦邦人の知る所となる。中村與左衞門の著せし算學啓蒙の如きは。元の朱世傑自から發明せし所の天元術を記載したるものなり。其法。珠算の及ふ可らざる所に及び。珠算の爲す能はさるものを爲す。天元術は大に算家の貴重する所と爲れり。天元術漸く四方に行はるるに隨て。算學問題も高尙となり。而して繁雜なる問題も亦漸く興れり。同年。磯村吉德算法闕疑抄を著す。遺題の法蓋し此時に成れり。寛文三年。松村茂清算俎を著す。書中圓率の法頗る精しく。而して角術方陣圓攢法等も亦甚密なるを見る。同四年算法闕疑抄の答法を解き。且卷末に新題百色を加へたる書出つ。之を童介抄と云ひ。野澤定長の著す所なり。該書の問題を見るに。多くは本來簡易なる者をも。強て繁題となし。且弧長と徑矢を題するもの甚た多く。其解法も亦隨て妄想詭術相雜るもの少しとせず。思ふに此時學術未た進まされとも。其思想漸く發達せしを見るべし。同七年。長崎の人小林義信によつて西洋曆算漸く起れり。以上の日本算法之を【古流】の算法と謂ふ。當時算家の苦學頗る多し。然れとも未た數學の本領に至らず。故に算書の出版年に多きを加ふと雖とも。皆塵刧記。闕疑抄と相距る遠からず。且天元術を知ると雖も。其要を得るなし。畢竟延寶。天和以後の發達の根元を固めたるに過ぎさるなり。同十年。澤口一之。古今算法記を著して。大に天元術の眞意を發せり。」當時世間算者無きに非さるも。有司之を需めす。且之を學生に勸めす。却て延喜の大學に若かさると遠し。重能以來數學諸家多くは其身卑ふして且つ貧し。加之毫も政府の力を借る無く。民間に獨歩して此學の基礎を定めたり。」以上は支那算法に基きて起りし數學なるも。純乎たる日本數學の發達は。實に高原吉種の門人關孝和に依る。孝和大に數理を究め。初て演段法を發見し。進んで點竄術を發明し。續て弧背の理。角術。約術等其奧旨を極め。是より筆算法起り。傍書法行はれ。日本數學の基礎初めて立つ。點竄術は傍書筆算法にして。西洋の所謂代數なり。點竄術は。筆算法なるも。西洋筆算法と大に異り。諸算し得さるものは珠算又は算籌に依らさるべからず。而して其用常に代數學に似たるも。其法頗る同じからず。是を【關流】の祖とす。」孝和門弟數百人あり。業漸く熟して。卒らんとするに際し。始めて授くる學業免許ありて。見題免許。隱題免許。伏題免許の外に又諸傳あり。此免許を得るは至難の業なり。其の高弟中斯學に貢獻せるもの多し。」荒木村英。宮地可篤。三瀧郡智。三埃久長。建部賢明。建部賢之。建部賢弘。靑山利永等是也。延寶二年。三瀧郡智。三埃久長等の發微算法。三年。新編塵刧記（編者不明）。七年。田中正利の算法明解。天和元年。奧田有益の新編算數記。建部賢弘の研幾算法。貞享元年。中西正利の算法續適等集。磯村吉德の頭書算法闕疑抄などあり。野に於ける數學の進步駸々として益盛に。學理に於ける應用も亦頗る見るべきものあり。然れども。政術之を用ひず。故に朝に算者なし。」天和以來。喪亂漸く夷き。士の勉むるものは儒學に非されは則ち弓馬槍劍の術。或は詩歌音樂等の娛樂に外ならす。數學に至ては卑んで顧みず。元祿二年。安藤吉次の一極算法。三年。非關知辰の算法發揮あり。後者は天元術を解く頗る切なり。四年。弘文院を昌平校と改む。建部賢弘の門人中根元圭。池邊直清等。大に算學を博む。寶永六年。大田由昌。孝和の遺稿を師荒木村英に承け。括要算法を著す。始て圓の徑周の比を一一三、三五五と爲す。此圓率は後世廢するの期無かるべし。」十四年。田中佳政數學端記を著す。測量法あり。又變數(コンピテーション)を

記す。當時の版本に其類少し。寛保元年。山本安格。遺歴算法を。三年。中根法舳勘者御伽雙紙を著す。乘除數の檢算法は實に此書に於て始て見るもの也。元文四年。洸木村英の高弟松永良弼方圓算經を著す。元文。寛保の交。大阪の人宅間源左衞門自ら一の學派を立て。【宅間流】と曰ふ。數學又一派を加ふ。此時既に六流を存す。其法は皆珠盤術算籌術に外ならず。算籌術にして最高なるものを演段法とす。竄術に至りては關流の門入すら學力上達したる者に非れは之を聞くを得ず。況んや他流の者に於てをや。演段法も關の發明なれとも秘せずして意外に行はれたり。是を以て他流競ふて之に擬る。」寛延年間。山路主住玉積貢術。角總平方術等の著あり。圓理の學益進み。括法等大に改良あり。」久留米侯有馬賴僮算學を好み著書多し。明和三年。方圓奇功拾璣算法を著す。實に點竄術の上木せしは之を嚆矢とす。是より遺題承答の風俗止みぬ。關孝和か點竄術を發明せし以來。殆と九十二年を經て。始て此良術も門外に出つるに至る。卷首に非入關門窺其室。而探其頤。奚得逢其妙旨哉。實堪爲秘巾之秘矣と。以て當時を知るへし。徑周の比に至りては未た嘗て此書の如き精密なるものを見す。」明和四年千野乾弘籌算指南を著す。籌算とは籌と盤とを用ふる機械算術にして。其法乘除九々句法を誦せす。只々單數加減算法を諳記すれは足れり。法實用に迂なるも。不學者を導くに利あり。山路主住の門人安島直圓圓理學に精し。楕圓の周。背等の正理を發見し。先人の難題未定術等に付き。正術を得たるを枚擧するに暇あらす。」此時に當て。政權の此進歩を阻害する漸く甚だしく。苟も珠盤を弄する者を見れば。竊に私語して之を卑めり。後世數學を卑むの惡弊漸く增長し。遂に邦人をして數學の思想を拂ひ。之に反して筮巫覡を信し。卜筮を尊び。理學觀念を失ふに至らしめたり。安永元年。前野良澤算書を蘭人より受く。」四年。平女史幸子算法少女を著す。八年。藤田定資精要算法を著す。設題の法に至て從來の紛雜なる混濫を一新したり。天明四年。鈴木安旦(後會田安明と改む)關流本田利明の門人なりしが。自ら【最上流】を起し。關流の點竄術を改稱して。天生法と名け。大に關流定資に當る。流派の弊是より長す。」享和三年。直圓の門人坂部廣胖開平方に依て立方商を求むる法を發明し。之を立方盈朒と曰ふ。廣胖始めて高次式の商を求る定法を發明せしか。門人川井久德此法を詳にし。著せる書を開式新法と曰ふ。數學の一術を開きたるものと云べし。同年。古川氏淸關流より出て、一派を開き。【古川流】と云。時に流派の數。百川。關。空一。中西。宮城。宅間。最上。古川(又至誠賛化流或は三和一致流と云ふ)あり。其他猶は古流(即ち吉田流)。久留島學。大橋流。中根流。西川流。麻田流。北窓流。小村流。古市流。溝口流。淸水流あり。凡て十九流とす。文化年間。和田寧始めて圓理の疊表及諸表を作りて大に圓理の解法を一新す。爰に斯學一層高歩を加ふ。」從來圓理を解くもの。求圓周法を除くの外。皆徑或は弦等凡て直線を截斷して其微塵數を積むものにして。弧背を截斷するの法あるを見ず。和田寧弧背を截て弦或は矢等を求むる法を發明せり。之を截背術と云。異圓算法。轉距軌跡術(擺線)は此人の發明する所也。天保五年。齋藤宜義算法圓理鑑を著す。圓理に關する重心問題。轉距問題等。是に至りて始めて印本となり世に行はる。」弘化元年。小出修喜對數表を刊行す。對數の用は僅に算家の間に行はれたるも。人々互に秘して闔外に出さす。此書出てゝ大に益あり。天保年間。秋田義一の算法極形指南。岩田淸庸の算學速成。僧覺道の圓理規。志野知鄕の雙緖機算法等を主なる著書とす。此際求重心術大に行れ。嘉永五年加悅復興。算法圓理括囊を著し。緖術。重心點。軌跡等の問題を解くに至り。術義頗る高尚となれり。天明。寛政年間既に八分儀(オクタント)及六分儀(セツキスタント)舶來し。大に算學上に測量上に便宜を與へたり。」安政二年。桑本正明尖圓豁通を著し。小野廣胖幕府の命に依て。西洋算法を蘭人より受け。三年。柳川𠸄洋算用法を著す。是より洋算漸く弘まる。」文久三年。洋書調所を開成所と爲し。之に數學局を置き。神田孝平を以て教官と爲す。洋算科を學校に置きし始め也。降て明治五年邦内の風雲は學術を顧るに暇あらずして。公私學校悉く廢止し。日本數學は終に興らずして止みぬ。內田五觀。山路。澁川等藏する所の數學書數千卷皆水火に失へり。二年。英佛の教師を成所に雇ひ。學科中洋算の一科を設置したり。而て日本算法を採らず。五年。大中小學に課する所の數學は一に西算のみを用ひ。一切珠盤を廢したり。程度に至ては代數學は比例級數に及び。幾何學は立體或は平面三角法に及べり。六年。小學校則を改め。算術中に洋算。珠算を併用せしむるに至れり。

スウミツヰン 樞密院は。元勳練達の人を撰て組織し。天皇之に親臨して樞要の國務を諮詢せらるゝ所にて。明治二十一年四月二十八日。勅令第二十二號を以て設けらる。」朕元勳及練達の人を撰み。國務を諮詢し。其啓沃の力に倚るの必要を察し。樞密院を設け。朕か至高顧問の府となさんとす。茲に其官制及事務規程を裁可し。之を公布せしむ。」樞密院は天皇親臨して重要の國務を諮詢する所にして議長一人。副議長一人。顧問官十二人以上。書記官長一人。及書記官數人を以て組織し。議長。副議長。顧問官は親任。書記官長は勅任、書記官は奏任とす。何人たりと

も年齡四十歳に達したるものに非されは議長副議長及顧問官に任することを得す。議長は書記官の內を以て秘書官を兼ねしむることを得。會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふ事項は。一。憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し。及豫算其他會計上の疑義に關する爭議。」二。憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案。」三。重要なる勅令。」四。新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案。列國交涉の條約及行政組織の計畫。」五。前諸項に揭くるもの丶外行政又は會計上重要の事項に付特に勅命を以て諮詢せられたるとき。又は法律命令に依て特に樞密院の諮詢を經るを要するときとす。但し樞密院は行政及立法の事に關し。天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することなし。樞密院の會議は顧問官十名以上出席。議長之に首席し(議長事故あるときは副議長之に首席す議長副議長共に事故あるときは顧問官其席次に依る)。各大臣は其職權上より樞密院に於て顧問官たるの地位を有し。議席に列し表決の權を有す。又各大臣は委員を差して會議に出席し。演述及說明を爲さしむることを得(但表決の數に加らす)。樞密院の議事は多數に依り之を決す。但可否平等の塲合に於ては會議首席の決する所に依る。議長は樞密院に屬する一切の事務を總管し樞密院より發する一切の公文に署名す。」副議長は議長の職務を輔佐し。書記官長は議長の監督を受け。樞密院の常務を管理し。一切の公文に副署し。會議に付すへき事項を審査して。報告書を調製し。會議に列し辯明の任に當る。但表決の數に加らす。」書記官は會議に於て議事を筆記し。及書記官長の職務を輔佐し。書記官長事故あるときは書記官之を代理す。」前項の筆記は出席員の姓名。會議の事件。質問。答辯。及議決の要旨を記載するものとす。

【樞密院事務規程】樞密院は勅命に由り。會議に下付せられたる事項に付意見を述べ。帝國議會若くは其一院又は官署又は臣民より請願上書其他通信を受領することを得す。內閣及各省大臣とのみ公務上の交涉を有し。其他の官署帝國議會又は臣民との間に文書を往復し又は其他の交涉を有するを得す。議長は樞密院に到達するの事項は。書記官長に下付して之を審査せしめ。及會議に付すへき事項の報告を調製せしむ。」議長は必要なりと認むる塲合に於て。親ら報告の任に當り。又は顧問官一人。若くは數人に之を任す。審査報告書は報告員より之を議長に提出す。臨時緊急の塲合に於ては。口頭を以て報告を爲すことを得。此塲合に於ては其要領を簡短に一定の件名簿に記入すへし。議長は審査報告書を整頓すへき期日を限定することを得。報告は成るへく速に之を調製し。內閣は急要事件に付其由を通知し。及其會議の期日を限定することを得。審査報告書は附屬文書と共に其會議を開くの日より少くも三日以前に之を各員に配達すへし。件名簿は會議の期日の順序に從ひ。之を記入すへし。件名簿に登載すへき事項は。事件の性質。會議の前文書配達の日時。會議の期日等とす。」會議に付すへき各件に就ては前項に同き議事日程を調製し。其會議の日より三日以前に各員に通報すへし。此通報は會議の招狀を兼ぬるものとす。樞密院の會議の日時は議長之を定め各大臣は其日時の變更を求むることを得。樞密院の會議は左の規程に循由し。議長若くは副議長之を整理す。書記官長又は書記官は其事件の性質を簡明に演述し。議決を取るへき要點を辯明し。各員をして自由に討論せしむ。討論既に盡るの後は。議長より問題を定め。第一出席の各大臣。第二席順に循ひ表決し決議の結果は議長之を言明す。議事日程に揭載したる事件の會議其當日に結了せさるときは延會することを得。その會議の意見は書記官長又は書記官表決の結果に依り之を起草し。議長の檢閱を請ふへし。此意見には理由を附し。重要の事件に就ては討論の要領書を添へ。反對の議論を主持したる出席員は其表決と其理由とを議事筆記理由書又は要領書に記入せられんことを求むるを得。この意見は議長より天皇に上奏し。同時に內閣總理大臣に通報し。議事筆記は議事及書記官長又は出席書記官之に署名し其正確を表明す。二十三年勅令第二百十六號の改正は。戒嚴の宣告。並に皇室典範及憲法に定めたる事項。列國交涉の條約及約束。並に罰則を附する命令を以て諮詢事項とせるに於て少差あり。明治二十一年四月二十八日。勅令第二十三號樞密院議長及顧問官年俸を定め樞密院議長は六千圓。」樞密院副議長五千圓。」樞密顧問官四千五百圓。」又勅令第四十一號追補に。樞密院に屬を置く。判任とす」とあり。

スキ　鋤は。すき。くわと併せ稱し。神代より行はれたる農具也。而して其始は。手にて前へ押し込みて土を掘り返へす具なりしも。後には牛馬に付し。鍬を挽かしむる者。即からすきを用ゐるに至れり。ウマクワと云ふは之を呼ぶ名なるべきに。今は一種手にて使ふものを稱するに至り。略してマグワと云へり。按するに上古はすきとは鍬と鋤と兩方を總稱したるものか。鍬は漢土にては押して用ふるもの。鋤は手前へ搔く物を云へり。今相誤ると甲と冑との如し。明治以後土工には西洋の鋤を用ふると盛になり。之をシヤベルと唱ふ。轉じてシヤボンと云ふは訛也。

スギ　杉。和名類聚鈔には須木。續日本紀。三代實錄には椙に作る。延喜式には榲に作る。椙は榲の誤りなりと云ふ。令義解に榲字を用ふ。古事記にも一般榲などあ

り。日本書紀楹。こゝに須擬と云とあり。攝津國風土記に造船となすとあり。萬葉集卷三に香久山之鉾榅とあり。其他古書に散見するところ多し。古名錄に委し。松村任三の普通植物に云ふ。「杉は之を遠く望めは。恰も森の如く。又鉾の如く。細く尖りて黑く見ゆれは。何人も容易に其の杉なることを知り得べし。抑々すぎとは其幹長くして直ぐなるが故に此名あり。吾人は杉の形を取りて他を形容する事あり。森の如き形したるを「杉なり」と云ひ。歌詞には鉾杉とも云へり。如何なる樹木にても各特有の形を成せれと。杉の如く一定したるは他に其類無し。げに直ぐなる事すぎの名に背かすと云ふべし。支那には或は此の木あるやも知られれど。大方他國には無き種類なるが。日本にては殊に此木の秀れたる事古くより支那にも聞えて。合璧事類。本草綱目等に。杉は和國より出つと云ひ。また和國より出つる物最も良しなど見えたり。以て日本の名木なる事知るべし。又歐羅巴。亞米利加等には此に類したる物もあらず。實に日本固有の產と云ふも可なり。杉は斯かる名木たるが故に。山中自然生の物も無きにあらねど。多くは栽培して林を成すものなり。平地に生じて遍く日光に浴するものは成育良好ならざれど。山間ひの陰濕なる地に生する物は其幹直立して長大なる事目さむるばかりなり。斯かる地味に在る物は三十年を經れは頗る觀るに足るものなり。其大樹に在ては高さ二十丈。圍二三丈にも及ぶものあり。杉の材は人の知れる如く其の用途極めて廣し。其最も長大なるは帆柱と爲し。又電信柱及ひ其他の柱と爲す。板に挽きては榁に作り。水桶と爲しては能く水に堪へ。酒を盛りては味ひ美にして久しきを保ち。或は船舶を造るに用ひ。棟梁の材に供し。其他諸般の器物を製すべく。民用を爲す事頗大なり。啻に材のみならす。杉の皮は屋根を葺くに用ひ。藥用としては金創。出血。火傷等を治するの効あり。葉は線香を造るべし。此の有用なる材を供する杉は如何なる種類の物なるかと云ふに。松柏類に屬し。松。檜。さはら。樅等と同じく常綠の植物なり。葉は細く。短く。堅くして針の如く尖り。小枝に集りて生ず。世人が杉の葉と稱へて蚊燻などに供するものは枝と言はむ方適當なり。其枝に着きたる針の如き部分を葉と言ふべし。檜の葉の如きは枝に附着すること繁密なるが。杉の葉は疎らにて廣がれり。松柏類の一名を針葉樹と稱し。櫻。椿等葉の面廣き者は濶葉樹と稱するなり。濶葉樹は種類多かれど針葉樹は其類尠し。凡そ樹木として花の咲かざるは無し。然れども松柏類は其花極めて小にして且つ見るに足らざるを以て。人多くは注意せざるなり。杉は開花の節早くして凡そ三月上旬に在り。其花は吾人の賞翫する梅。櫻の如き花とは性質全く異なり。第一雌花と雄花とは同一種の花にあらず。一木にして雌花と雄花と二樣の花を開くものなり。俗に杉の米と稱して兒女等の弄ふ米粒の如き形したる物即ち雄花なり。雌花は人も知れる如く實を結ふものにて。松笠の小さきに似たり。其の初め實の未だ熟せざる程を雌花と稱ふ。枝の先きに注意せば雌花を見るべし。杉は唯吾邦に一種在るのみなるが。世に培養する物には天然の杉より變じたる物無きにあらす。猿猴杉と稱するは一の種類と云ふべき物にはあらて。全く人工を經て變したる物に過ぎず。枝長くして恰も猿猴の手を延たる如くなるより此名あり。神代杉と稱するは年古りたる杉の幹池沼或は湖水の底などに埋もれて材色赤みを失ひ青みを帶びたる物にて人の珍重する材也。屋久杉と稱するは大隅國屋久島に產す。種類の異るにあらざれど。彼地の名產なるを以て特に其名を負へり」と。

スキアブラ　梳油。（アブラを見よ）

スキヤ　數寄屋は。俗にいふ茶座敷也。茶寮。圍居など稱へて。其造作風流を學び。一棟小さく別に建たる小座敷をいふ。嬉遊笑覽云。茶聰間話に。昔は茶會の席とて。別に定めてはなく。其席々に見合せて。爐を切て點じ。珠光の座敷などは。六疊敷なりしとぞ。但し爐の切處は。幾疊じきにても三所あり。其傳に。あげて切と道具疊のむかふの地敷居へおし付て切との一つなり。然るに武野紹鷗が。四疊半の座しきを作りはじめ。爐を下中に切しより以來。四疊半構といふ事ありて。其後利休三疊大目構の座しき造り。始て爐を中に上て切しより。大目構の爐といひならはし。其頃より昔からいひ傳へし。あけて切さげて切といふ詞は捨り果て。今の世などは昔かゝる事ありしといふ事もしらぬ茶人多しといへり。四疊半數は。紹鷗に始るにあらず。東山殿の同仁齋是なり。今に慈照寺にあり。これ其始といへり。小座敷はもと褻居といふ。今いふ部屋などの如し。即居間なり。古事談。敦光朝臣愛酒して不斷褻居の棚に置。また伴別當人を相する條などにもみゆ。源仲正が家集に。「北東風にけゐの床までとほりつる。小雪はみすのふるふなりけり。是をひたひつきとも云へり。狹き故なり。砂石集。ひたひつきしたるけゐと有り。又身はひたひつきの內に居て。前の爐にて火を焚といふ事みえたり。こは僧家のけゐなり。按るに。茶室は是を用たるものなり。但し圍ひは利休が泉州堺淨土寺の緣側を。三帖しき屏風にて圍ひ。茶湯せしより始るとなむ。それ故に圍は新たに造るも片庇なり。數寄屋は棟を別に立るといへり。中くゝりはもとはなくて猿戸なりしを。古田織部正中くゝりと云ことを始む。圍ひ作事に種々織部の仕出したること多しとぞ。宗旦物語に。その

むかしは。長押に張付したる四疊半に。臺子飾り茶湯をしたり。宗易覺悟して。竹緣さひ壁など樣の栖居にしつらふ。小座敷には臺子取合す。或はいふ昔は臺子にて爐はなし。但し丸き鐵のだうこを板にきり入しは。珠光。紹鷗時代より有り。今爐の灰を隅をあけて丸き形にするは。其故なりといへるは非なり。地火爐は古よりあり。四隅より灰よりあぐるは。唯火をもたする爲なり。又だうこは丸きものをいふべからず」とあり。又山本豗溪筆記に云。足利慈昭院殿御座敷は。八疊敷に圍爐をきりて。四方の壁に玉磵の自畵自讃の八景八幅を掛られ。床には花を入れ給ひ。臺子を居。茶會を催し給ふ也。其後東山に退隱せられて。東求堂と云ふ。四疊半敷を建られて。專ら茶會の催しありしなり。」南都稱名寺の珠光の座敷は六疊敷なり。一間の床と葭架あり。但襖障子二枚なり。葭架と云も道幸なり。道幸の内の向ふと兩脇と三方を葭にて圍ひ。竹緣を打たり。故に葭架と云ひて道幸とは云はざるなり。高さ一尺八寸。内法一尺六寸五分なり。架の深さは内法一尺五寸なり。橫の廣さ内法三尺一寸五分なり。架の上あきて。座中へ見へる所は葭にて圍ひ。竹緣を打せ。道幸の下は底なしにして。底には勝手の疊を直に用るなり。但侘てする時は。下を板にてする也。又道幸の後の方は。道幸の上より重の架を釣置。勝手の方より用ひるなり。」武野紹鷗か座鋪は四疊半なり。柱は檜の四角はしら。天井は鏡天井なり。客入の口一間半の所を四枚戸にして。明り障子は二枚なり。座中は鳥の子紙の白張にして。黑緣を打也。此座敷を眞の座敷と云なり。又風爐向の隅の柱より前。間半目(マナカ)に柱を立。其柱より下座の方三尺一寸五分の所に。珠光か座敷のことく葭架を付て。襖障子を二枚にして。其より下座の方間半の所を勝手口に用ひるなり。又客入の口の前壹間半の所は。押通して間半の廣さの杉桁緣也。」維摩居士の丈室は。則四房の亭なり。家を九間四面に建て。其中に六間四方を四つの房に割り。一房三間四面の座敷四房となる。一房十八疊敷也。三間四面の十八疊一房を又四に割れは。四疊半敷となる。この一房四疊半を。學者は學問所と云。佛家にては維摩の方丈室と云て。寺院の住職の常住の席也。此方丈の室に居て。天台宗は摩訶止觀の工夫。眞言宗にては阿字本不生を考へ。禪家は坐禪の工夫に凝るとも。住持の惣名を方丈と云はこの故なり。茶禮家はこの室に臺子を飾り。又圍爐を構て賓主の禮讓を正す。珠光より紹鷗の中頃迄は。此四疊半張天井。床も其外も張付にして。床緣は黑塗也。是を眞の四疊半と云。其後紹鷗。利休相談の上。板天井にして。床の内を塗壁にして。是を行の四疊半と云。又其後利休板天井。床其外殘らず壁にして。床かまちも木地にし。板床にしたる。是を草の四疊半と云なり。四疊半の道具疊の先を。壹尺五寸七分半をかきたるを。大目疊と云ふ。これ則臺子を前へ引よせて。丸疊の先四分の一を切捨たるものなり。又ある說には。利休か門下堺の藥種商多くあり。或時三疊大目の席にて茶點られける時。この席はいかゝの割にて候哉と問ひければ。利休の曰。一疊の疊を四つ割にして其の一分を捨。三つを用ひたる割合なりと云ひければ。門人曰。然らは藥種の代目の割にて候と云ひければ。利休其通りなりと申されしとなり。即ち藥種の目方に。山目壹斤。里目壹斤。或は大目なとゝ申目方あり。たとへは壹斤を貳百目とすれは。半斤は百目なり。其百目と貳百目との間を代目と云ふとなり。因て藥種の代目の割と申候故。」いつとなく大目と云ひ習はしたると云ふ說あり。」利休か座敷は四疊半也。但紹鷗か眞の座敷とは作法變りたる故に。署座敷と云ふ也。利休か物數寄せし小座敷。深三疊敷。平三疊敷。三疊半。二疊半等あり。利休か作意の三疊大目は。昔座敷の三疊半の道具。疊の向を壹尺五寸七分半切捨。殘四尺七寸二分半の疊を敷て。爐の隅の柱を中柱と名付たる席もあり。」古田織部か物數寄せし三疊大目の座敷あり。別圖に出す。」千道安の作意せし座敷あり。別に圖に出す。」堺の平野屋宗貞か席は。古田織部の指圖にて建たるものなり。織部か指圖の時には床はなし。後には床を付たるものなるべし。別に圖を出す。」二疊半の座敷（但昔の

二疊半の座敷

（七）

昔の二疊半

形）。この座敷にて風爐の時は疊を深三疊のことくに敷直して用ひる也。道具疊すたりに成て。深三疊の如くして風爐を置。其の外の道具を置合せ茶調るなり。」三疊半の座敷は。三疊半の中を一疊狹めたる物也。風爐の時は丸二疊の座敷と心得て。疊を敷直して。風爐をは大目疊のことくに援出して小板を置なり。」右深三疊。平三疊。三疊半。二疊半の座敷にては。風爐は援出し置候也。二疊半の如此座敷今は捨りたり。

スキヤ

スキヤ

（八）利休三疊大目の座敷

利休の三疊大目

（九）古田織部三疊大目の座敷

古田織部の三疊大目

（十）道安の座敷

道安

（一）慈照院殿御座敷

慈照院殿御座敷

（十一）平野屋宗貞座敷

宗貞

スキヤ

（三）利休四疊半の座敷

利休四疊半

（二）珠光座敷

珠光

(四) 深三疊

同深三疊

床 通口 爐 きさうじ ぬりしやうじ

(五) 平三疊

同平三疊

床 爐 爐 かつてロ にぢり上り

(六) 三疊半の座敷

同三疊半

床 通口 爐 にぢり上り

(十二) 織田有樂の二疊半大目座敷

織田有樂二疊半大目

爐 床 くゞり口 勝手口

(十四) 右同人二疊大目の座敷

同二疊大目

床 通口 爐 二枚 給仕口 くゞり口

右此座敷は。京都二條にて構へられし座敷にて。上下磨めたる席なり。杉桁ゑんは敷居の厚程さげて。疊は上段の樣に見ゆるなり。高貴の御客の時は二枚の明りせうじを外し。座敷を上段のやうに仕成し。緣には圓座を敷。相伴を置れたり。

スキヤ

(十三) 同 大阪天滿邸中圍

同大阪天滿邸中圍

床 爐 杉桁ゑん 通口 勝手口

(十五) 宮王道三の三疊座敷

宮王三疊敷

床 爐 中柱 火灯口 勝手口 風炉先窓 棚

右此座敷は。道三利休と談合して造られし也。この席の居やう。平人なれば初。中。後。三かくのしるしのごとく座して居かはらす。貴高の御客なれば。初は三かくのごとく坐し給ひ。茶の時は床の勝手柱のかたへ居かはらせ給ふ。これは火灯口有て。亭主の立居をかれてなり。即ち白き丸印は貴人の御座也。黒き丸は。御相客の座也。上座より次第に勝手ちかく座をくろ心得か宜し。この席は

スキヤ

面白き座敷とて。信長相國の御連枝たち京にても大阪にても造られしなり。爐のきりやうは。疊間中のさきのかたへ爐を付て。跡は間中の丸疊也。其丸疊と爐のふちとのさかひ。勝手のたゝみとの三つかとに。中はしら立るなり。よせ敷居は爐のかたの丸半疊に付くゆゑ。丸半疊のたゝみをきるなり。勝手たゝみは少も切らす。天井は此中柱にをとしかけをもたせ。二重裏にもす。又をとしかけを勝手迄となし。瓦灯口のかべをは中からぬりて。上座から天井を見通すなり。又中柱は男松の直なる木也。是皆利休か作意なり。其後この指圖にて。前田德善院此座敷を造られしに。夜に紛れて秀吉公三度迄御出なされ。御自身御茶立給ふ時。御手前の點てにくき事を御分別し給ふ。その時夜半に利休を召。このよし仰られて。御談合なされ。奇特なる事をしめし給へる其仔細は。釜のふた置所にて。手前たてにくし。道三の鑵子は口三寸三分にて。りんぼう車軸といふ釜也。かまのふた少くして。手前なりやすきに。德善院の釜は其ころ利休のかたにて鑄たりしあら釜の。口六寸五分ゑめうぶたなり。釜のふた手前のさはりとなりしより。其の時から引切を瓦灯口の敷居にをきて。釜のふたのせしより。手前たてよし。秀吉公御自まんなされて。此座敷の大事よと仰られしと云ふ物語あり。初に書きしるせしとく。慈昭院殿は八疊の座敷に臺子を飾られ。玉磵の八景八幅對を掛させられたり。又珠光は六疊の座敷を用ひ。紹鷗は維摩居士の方丈に則り。四疊半を數寄屋と定められ。數寄せられしに。利休に至りて。三疊大目。貳疊大目。壹疊大目等の小座敷を作意し。中柱を立られたるも。珠光。紹鷗の本意を失はす。方丈の內を出ですしてしつらはれたる事なり。壹疊大目。貳疊敷抔。惣して異風の小座敷は。貴人か又は世にゆるされたる宗匠の外はいにしへより遠慮の事になり居る也。貳疊敷は秀吉公の山里の數寄屋。壹疊大目は利休所持の外にはなきと申されしなり。

【數寄屋】とは。いつは茶席の惣名也。又【圍】と云は。棟を別にかまへすして。客殿又は書院などより折かこひたるを云ふなり。ある書に。スキの二字は國語に飜して嗜と云ふ。茶事を嗜める者の居所なるを以て。數寄屋といへとも。文字の雅ならされは。須貴と改むへしといへり。然れとも唐の白氏文集七十に。文士多數奇。詩人尤命薄と。數奇とは世に遇はぬ不運の事にて。嗜の意とは別なり。此文字を當てたるは却て物好みの誤なり。或は云ふ。世の品と異なる家屋ゆゑ數寄と名つけてなりと。」又數寄屋の好み數多あり。千家には宗旦以後代々のこのみあり。又金森宗和。小堀宗甫。片桐宗關其他近世に至りて數寄者のこのみあれ共。みな〳〵其基因は四疊半より割出したるものに過ずと。以上麻溪の考なり。」又夏山雜談に。一條院の御墓舟岡の麓にあり。御墓に五重の石塔ありしが。千與四郞入道此御石塔の九輪を取。おのれが塔とし。及手水鉢にせしとかや。かゝる大惡のつのりて。次第に奢り。後には私曲をせしを。豐臣太閤大に怒り給ひ。一條もどり橋に磔にかけられたり。天罰恐るべし。加藤肥後守卿も。花山僧正の石塔を取りて。中を穿ちて石燈籠にし。茶亭の庭に置かれしなり。此燈籠今に本國寺にあり。かゝる事は愼むへき事なり」と見ゆ。九目學草(德峯老人光廣卿)云々。うしとは思はずして。又ふるき塔の九輪をとり。九輪釜とてもてあつかひけるこそはかなけれ。爰に近來數寄の師あり。いにしへの茶湯の樣をもときて。新らしき茶の具を用。今燒の茶碗茶入にあら釜をすゑ。靑竹をきり。花筒ふた置とし。唐物よりも價たかし。かくては古の數寄道具の寶物は。みなすたりはてなんとて。おほやけより終に彼數寄の師をほろぼし給ひけり。されど數寄の道なをたえずして。茶好の男再び此道を起し。當流とぞいひける。皆人このの男のまねをする事になりぬ。或時かのすき男。色好みなれば。ひそかに遊女を數寄屋の內によび入れけるに。あるじの女聞つけ。さうなきれたましき者なれば。長太刀を振まはし。茶壺を蹴わり走り出る。遊女たまりあらずして。いにけり。彼女やすからず思ひけん。長太刀にあたる儘に。路次の木の枝。はら〳〵と切りおとして入にけり。其後二三日ほど經て茶會有しに。客是をみて木のやうかはり珍しとて。すき好の人々聞傳へ〳〵。木の枝をもぎあげたり。かの蹴わりたる茶壺をつぎおけるを。見る人は。無疵なるより壺はつぎめのあるこそ見所も多けれとて。われぬ壺を漆にて繕ひけり。或は土壇を高く築あげて。數寄屋を造り。遠山をながめんとて。窓をあけたり。是よりみな人地を高く築き。數寄屋を作り改め。窓を明たり。或はうなひこのもの遊びに。鳩梟を飼置きしが。會席の靜なる折ふし。木繁きおくの方より鳴聲聞えしかは。さながら山里のやうに覺えたりといふ程こそあれ。我も〳〵と鳩梟かひもとめしに。其價鷹よりも高し。當流の數寄をこのめる人は。虎を畵くとおもひ。頗狗に似たりと有り。今これをみれば。たはけたるようなれど。凡物ごとはやりを好むもの。古今かはる事なし。このすき人を世には利休が事にして語るは非なり。爰に記されたる如く。利休身まかりて後の事なり」とあり。去れば數寄屋といふ名目は好事より出でたるものにて。後世家屋中一種の名詞とはなりしものなり。

【御數寄屋頭。茶坊主】ドウボウを見よ。

スキヤ　**透綾**は。夏日の衣服に供するものなり。近來其需用尤も多し。工藝

志料に。明和年間。出羽の秋田の織工浮線織を製し。越後の十日町の織工は透綾を織出す。竝に京都の巧を傳ふるなり。東國に於て浮線織及透綾を製すること。竝に此に始る。既にして出羽の米澤も亦透綾を製す云々。横井時冬日本工業史にいふ。透綾は。文政の末。京都西陣の人宮本茂十郎流浪して。越後國中魚沼郡十日町に來り。從來この地方の産物たりし縮布に基き。經に絹絲(生絲)を用ゐ。緯に苧麻(カラムシ)を用ゐて創始したりといふ。當時これを絹縮と稱せしかば。方言今に透綾を絹縮と稱するは。蓋し此に起因せりとぞ。宮本茂十郎の後。中蒲原郡五泉の人喜平といふものこの地に來りて。絹縮を織出し其業を擴張せしといへども。當時二臺以上の機具を備ふるものは僅に二三戸に過ぎざりしとぞ。其後經緯とも絹絲(生絲)を以て織出すことゝなれり。これ即現時の透綾なり。十日町の特産なる透綾の需用増加し漸く販路の開けしは。明治十年ころよりのことにて。同じき十三四年ころ世上一般の好景氣につれて。透綾の需用頓に増加せしかば。一時他業より機業に轉ずるものありて。粗製濫造の弊を生じ。同じき二十年ころに至りては透綾の名聲地に墜ち。また顧るものなかりき。こゝに於いて有志の徒奔走して種々計畫の上。同じき二十一年織物協會を組織し機業家の團體をつくり。機業上の改良進歩を圖れり。當時の透綾は主として紺色に白縞絲を用ゐしのみ。たま／＼鼠色のものを見るに過ぎざりしが。同じき二十二年ころより色物流行し。透綾も亦種々の色物の注文ありしも。染色術の未熟より變色。褪色するもの頗る多く。世の信用を失し。如何ともすべからざることゝなりしかば。有志の徒は染色改良の急務なるを感じ。同じき二十三年織物協會員と協議し。同會より染色研究生を八王子染色講習所へ派遣することに決し。その年の八月根津松太郎を選びて。八王子染色講習所へ委託せしが。松太郎の歸郷するや。自宅に染色研究所を設け。機業家を集めて專らアリザリンの染法を授け。漸々染色の改良を實施せりとぞ。其後同じき二十五年十日町機業改良組合を設け。益々機業の改良を圖り。つひに同じき二十七年にいたり。經絲に練絲を用ゐることを工夫せりといふ。明くる二十八年。さらに東京及京都地方へ織物視察として樋口常太郎を派遣し。東京工業學校においてジャガード式の織方を修業せしめしが。歸郷以來同機の使用法を傳授し。且ドビ機を壁織に使用せしより。今はドビ五十臺を据付け。壁風通をも織出せり。近年にいたり十日町の機業著く發達し。機業家九百戸に增加し。其産額一年二十五萬圓の上に出づ。又技術の點も大に進歩し。撚透綾。壁透綾。縮緬透綾。風通透綾などの類を織出せり。十日町が小千谷を壓倒して。二十年間にかく機業の隆運をいたしゝは。全く染色の改良と新織機の輸入とにありと。

スク子　宿禰は。かばねの一なり。然れどもその初は臣下を天皇より尊み給ひて呼び給へる稱なりしを。天武天皇の御時より尸となれりしなり。古事記傳(卷二十二味内宿禰の條)に。宿禰は遠飛鳥宮段歌に。須久禰の號正しく(假字書)見えたるなり。書紀私記に。昔稱二皇子一爲二大兄一。又稱二近臣一爲二少兄一也。宿禰之義取二於少兄一也とある。此意の稱なり。但し允恭天皇の御名にも負給へるは。御兄の御名大兄云々に對へて。少兄と申せるなるべし。然れば臣のみにも限らざりけむ。須久那延を約て。須久泥と云なり。さて此は古はたゞ臣等の尊稱にして。姓の加婆禰になるは。淨御原御世より始れり(此御世に八色姓を定められたる。第一眞人。第二朝臣。第三宿禰なり。さて其時諸氏に賜へるを見るに。宿禰は多くは舊連なりし氏々に賜へりき)と見えたるにて。其義明かなり。

スケガウ　助郷は。宿驛の近傍に位置し。其の課役を助くる町村なり。宿驛にて課役の負擔に堪へざる時。人馬又は費用を分擔するなり。例へば江戸大傳馬町の助郷は小傳馬町にて。南傳馬町の助郷は四谷傳馬町及び赤坂傳馬町及び一つ木町なるが如し。猶課役の條を見るべし。

スゴロク　雙六は。一の遊戯物なれとも。之を翫びしはいつのころよりなるか。今其沿革さだかならねと。持統天皇の三年。孝謙天皇の天平勝寶年間等に。雙六を禁せし明文あるを見れば。これいと古き頃より。行はれしものと見えたり。而して當時之を禁斷せしは。蓋其の賭博に類似し。風俗を紊亂するを以ての故なるべし。降て寛文年間より元祿の比はいと盛に行はれ。當時幕府の禁令に。雙六を禁せしことを見さるは。蓋其之を兒女子の遊戯物と見做せしものなるへし。

持統天皇三年十二月己酉朔丙辰禁二斷雙六一。(日本紀)孝謙天皇天平勝寶六年十月乙亥勅。官人百姓不レ畏二憲法一。私聚二徒衆一。任レ意雙六。至二於淫迷一。子無レ順レ父。終亡二家業一。亦虧二孝道一。因レ斯遍仰二京畿七道諸國一。固令二禁斷一。其六位已下無レ論二男女一。決二杖一百一。不レ須二蔭贖一。但五位者即解二見任一。及奪二位祿位田一。四位已上停レ給二封戸一。職國郡司阿容不レ禁。亦皆解任。若有下糺二告二十人已上一者上。無位叙二位三階一。有位賜二絁十疋布十端一(續日本紀)。法曹至要抄云。捕亡令云。博戯賭レ財在レ席所レ有之物。又句合出九得レ物爲レ人糺告。其物悉賞二糺人一。即輸レ物人及出九句合容止主人能自首者。亦依二賞例一。官司捕獲者減レ半賞レ之。餘沒レ官。義解云。謂二博戲一者。雙六樗蒲之屬。雑律

云。博戯賭₂財物₁者。各枚一百。贓重者各依₂己分₁准ㇾ盗論云々。」さて雙六は。和名抄に兼名苑云。雙六。一名六采。今案。簙弈是也。俗云須久呂久（スグロク）。」潜確類書藝習部。雙陸類要。雙陸乃出₂天竺₁。涅槃經名爲₂波羅塞戯₁。」和訓栞に。すごろく雙陸の音也。もと天竺に出て波羅塞戯といふ。其後西土にて。魏曹植はしむといへり。」また還魂紙料に。綸雙六といふもの漢土にはふるくよりあれども。本朝にはふるき書には見えず。【淨土雙六】といふものぞ【綸雙六】のはじめなるべき。それさへいつの頃よりある歟詳ならず。俳諧の發句には。萬治。寛文中よりあり。假字草紙に見えたるは貞享元年の印本。西鶴二代男に。吉原の遊女の遊びたはふれて居るをいふ條に。 或は手撲。火わたし。淨土雙六。心に罪なくうかれあそぶを云々。」又初音草噺大鑑（元祿十一年印本）に。九月の中頃日待をせしに。 明がたき夜のなぐさみとて小歌淨瑠璃物まねなどさまぐ＼なる中に。人の心の善惡はこれで見ゆるものぢやと。淨土雙六をうちけるに。やうちんへおつるもあり。餓鬼道へゆくもあり。一人は佛になりたりとてよろこぶ云々。又今様二十四孝（寶永六年印本）六の卷に。 高下貧福世間は淨土雙六をうつが如し云々。又野傾旅葛籠に。あの淨土雙六打て居る色のあさ黑い女の子云々」と云とあり。舞臺萬人鬘にも。淨土雙六を少年のうつ事を載たり。この二書は刻梓の年號なし。推量おもふに。正德年間の草紙にやあらん。なほちかく見えたるは潜藏子（享保十六年著元文五年印本）上の卷に。此節弘誓の船にはのるべき人もなくて。 二十五の菩薩も。毎日の隙ゆゑ。選佛圖ふりてあそび居給ふ云々。」是等の書にいふところをもつて。むかしはかの雙六の流行しをおもふべし。又寛文九年梅盛が著したる俳諧便船集の附意指南にも。地獄といふ條に淨土雙六を載たり。さて此雙六は南無分身諸佛の六字を四角。あるひは六方の木に書て目安とし。南閻浮州より振出し。 あしき目をふれば地獄へ墮。よき目をふれば天上に登り。初地より十地等覺妙覺等を經て。佛に止るを上りとするの遊戯なり。萬治。寛文の書籍目錄掛物の部に。淨土雙六と載たるは是也。 寛永。正保の頃梓刻せしものなるべし。又延寶。天和の書目錄に淨土雙六。同中。同小とあるは。 此雙六いよく＼流行て。あるひは抄畧し或は縮圖したるを彫せしなるべし。 又貞享。元祿の書目錄に淨土雙六。同懐中道中雙六。野良雙六とならべ出せり。懐中といふは前の小とあるに同物なるべし。【道中雙六】は當時（貞享をさす）はじめて製しもの歟。【野良雙六】は延寶の頃よりあり云々」と見えたり。古代禁制ありしは雙六盤を以てなす一種の博戯なり。小兒輩のもて遊ぶ謂雙六とは異なり。三溪嘗て古き屏風を見たるに。一種の出世雙六の斷片らしきものを貼りたり。塞の目は曲惑愚惡美賢とあるものと見え（惠は恐らくは慧の誤ならん。古書に相誤れるもの多し）。生。民。正六位下。正一位。三品抔記したる圖に。此の塞の目を配し。「曲。正五位上」など記せり。是は何を振りたる者は何へ行くと云ふ事なるべし。 板本に非るゆゑ。廣く行はれし者なりや否は知り難けれど。一種の双六なるべし。尙嬉遊笑覽にも此事種種證明したれと。左のみはとて載せす。

双陸石立ノ図

スシ

鮓は。いつの頃より作り始めしものか。 詳かならす。 昔の鮓はいつれも即席に調製せしものには非す。 多く魚の腹に飯を詰め。一日二日壓を置き。自から酸味を帶ひたるときくふなり。嬉遊笑覽に。 鮓。字書に差魚藏魚也」とある如く。煑燒せさる物なり。こゝにも生なる魚味をいふと同し」といへり。 江戸にては海苔卷ずし。握りずしのみなれど。他國には押すし多し。多くは酢を掛けて酸味を作る。中にわさびを入れ。又は上に酢に浸したる生姜を加へて藥味とす。さて鮓に種々の名目あり。【早鮓】むかしの鮓は飯を腐らしたるものにて。 みな源五郎鮒の鮓の如し。早鮓といふは一夜すしなり。料理物語【一夜ずしの仕様】。鮎の鮓を苞に入。燒火にあぶりて。おもしをつよくかくる。又は柱に卷つけてしめたるもよし。 一夜にてなるゝといへり。此外鹽魚。干魚等を漬るを。雍州府志などに見えたり。似せもの語に。 なまなりをつけゝる女有けり云々。 早すしをなまなりといへり。」俳諧歳時記云。早鮓又一夜鮓と云。 おほくは此製魚貝の數種を細く截て醞釀す。其熟することはやし。依て早鮓一夜鮓といふ。【宇治丸蛇のすし】貞丈雜記云。うぢ丸のすしとは。うなぎのすし也。うなぎのすしは山城國宇治の里の名物なり。依ㇾ之宇治丸と云也。【釣瓶鮓】嬉遊笑覽云。 日本鹿子。大和國名物の內。釣瓶鮓は鮎なり。曲物に入れ。藤にて手をする故に云。 大和名所圖會。つるべ鮓。吉野川のあゆを下市村にて鮓に製す。其魚を盛る器つるべの形に似たり。故に名く。 其味美にして官に獻る。年魚は。吉野諸邑より出す。」 毛吹草。和州吉野のつるべ鮓は。 曲物に入。藤にて手を付る。其形釣瓶の如し。故に呼也。 又一説。此鮓は鮎を取て鮓となし。 この曲物に入て吉野川の水中へ沈め置て。熟する期有て出すゆゑにいふよしはべり。【雀鮓】嬉遊笑覽

云。攝津名物の內。雀鮓。江ふな也。腹に飯を多く入たるが。雀のごとくふくるれば。かくいふなりといへり。江ふなとは。江戸にておぼこといふ。いなの子なり。後撰夷曲集「ちよこ〳〵とおとれどへらぬ我腹は。飯の過たる雀鮓かも」。山井「はれのはへた飯に漬てや雀ずし。意朔」。めしのこはきをはれのはへたと云もふるし。五元集。五月十日雷雨永代島の茶店にやとりして「明石より神鳴晴て鮓の蓋」(貞享頃の吟なるべし。此句。源氏明石卷雷雨の事をおもひていへり。鮓の蓋にはむかし傘の紙を用たり)。思ふに。今諺に神なりなられば。放つまじなどいふ。此句これなるべし。鮓はなるゝまでは容易に蓋を開かざるもの故。かみなりによつて蓋を開くと作れるなるべし。【はた〳〵鮓】毛吹草云。羽州秋田のはた〳〵鮓。是鰶に似たる魚也。【鶚ずし】嬉遊笑覽云。みさご鮓は。みさごは詩經に雎鳩と詠し。本草には鶚といへり。名物辨解に。みさご。本邦古より有之。日本紀(景行紀)に覺賀鳥といへり。形鷲に似て深目赤黑色なり。水禽には非ずして水邊に魚を掠食ふ。或は魚を取貯へ。岸の沙石の間に積置を。みさごの鮓と云ふ。漁人或は好事の人探得て。不加鹽醬して食ふ。味は人の作れる鮓に似たりといふ。本草啓蒙に。深山の巖陰に魚を多く積重置を。みさごの鮓といふ。是冬の貯へなり。人これを取に。重れたる下の魚を取れば。追々新に魚を含み來りて積重ぬ。もし積たる上の魚を取れば。再び含み來らず。又樹枝の繁茂したる處に。柴を襯してその上に魚を積重ぬるもあり。此等の鮓久しくなりたるも腐らず。人取て賞食すといへり。秋坪新語。忠州山中黑猿善釀酒ことを載せ。猢猻酒といへり。みさごすしに對すべし。【諸國名産】近江琵琶湖鯽鮓。岩代尾瀨沼鯽鮓。山城淀鯽鮓。飛驒小鮎鮓。伊賀小鮎鮓。出雲松江鱸鮓。若狹鱸溪鰛鮓。【江戸の鮓】鮓はふるくより俳諧にも夏季に收めたるは魚季に依るものならむ。江戸にては小鰭の鮓は初春うりあるくの習はしあり。且つ握ずしとなりては四時通じて用ふることとなれり。嬉遊笑覽に。江戸鹿子(貞享四年)。鮓豈(メシ)食すし。舟町横町近江屋。同所駿河屋とあり。只鮓と有は數日漬たるをいふ。增補江戸鹿子。深川鮓(深川富吉町柏屋)。御膳箱鮓(本石町二丁目伊勢屋八兵衛交鮓。切漬。早漬其外望次第云々)。是にても食物賣し處少きを知らる。溫故集「地紙箱木の下闇を宿とせば。蓮谷」。「鮓や今宵の蓋をとらまし。貞佐」。後はむかし物語に。【おまん鮓】も寶曆のころよりと覺ゆ。京橋中橋おまんがべにといふ言より。居所の地によりておまん鮓といふなるべし。此頃までは當座鮓を賣とは希なり。鮓賣といふは。丸き桶のうすきに古傘の紙を蓋にして。幾つも重れて鰺のすし。鯛のすしとて賣あるきしは。數日漬こみたる古鮓なりといへり(寛延ごろの繪。兩國橋廣小路に鮓賣の出たる處を書しに。今の涼み臺めくものを置き。其上に賣人居。鮓箱と。旁にあん燈あり)。衣食住の記。芝の神明祭禮には鱧鮓の名物にて。右祭禮の外は。常に鮓あま酒の店賣はなかりしに。芝邊にて鱧を賣はしめ。鮓を賣出し。近年おまんずしわけて夜のにしき鱧鮓は三國一の名物になる(此説おぼつかなし神明祭によりての事と聞ゆ。江戸鹿子等に其邊の鮓屋みえず)。文化の初め頃。深川六軒ぼりに松がすし出きて。世上すしの風一變す云々。」今も府下には淺草平右衛門町の安宅(松の鮓)。兩國元町の與兵衛すし。及び竈河岸の毛ぬきずしなと有名の鮓なり」とあり。文久子握鮓考(稿本)に。喜多川季莊の守貞漫稿(寫本)を引き曰ふ。鮓は三都とも壓鮓なりしが。江戸はいつの頃よりか。押たる箱鮓を廢し。握り鮓のみとなる。箱鮓の廢れたるは。五六十年以來(この著天保八年起稿)漸くに廢すと也。【大阪の鮓】といふは方四寸許の箱にて飯に酢と鹽を合せ。先つ半を入れ。醬油煮の椎茸を細かに刻み納れて。又飯を置き。雞卵燒。鯛の刺身。鮑の薄片を置き。押して縱橫十二に切る(圖略)。これを柿鮓といふ。こけら鮓なり。鳥貝鮓は鳥貝一種を置く。一箱四十八文。柿鮓六十四文なり。鷄卵以下極めて薄く。天保頃大阪心齋橋南に福本といへる鮓店を開き。玉子。刺身ともに厚さ一分半餘二分もあり。從來は五厘許の厚さなりしものゝかくなりしに。衆人甚た賞して買人は市をなし。容易に買得がたきほどなり。此時より他の店とも一變してこれに倣ひて製すれとも。福本ほどには賣れず。又文政末頃より戎橋南に松の鮓となづけ。江戸風の握りを賣出す。これ大阪にて江戸鮓を賣るはしめ也。【江戸製】は握りなり。雞卵燒。車海老そぼろ。白魚。鮪刺身。小鰭。あなご甘煮長のまゝなり。以上大概八文鮓なり。新生薑の酢漬。姫蓼等なり。又隔には熊笹をきりて置き飾とす。京阪にては隔に葉蘭を用ひ添物には紅生姜といふ梅酢漬を用ふ。【ちらし五目】三都ともにこれあり「起し鮓」ともいふ。鮓に酢。鹽を加ふると勿論にて。椎茸。木耳。玉子燒。海苔。芽紫蘇。蓮根。筍。鮑。海老。魚肉は生を酢に漬たる等皆細かに刻み飯に交へ。丼鉢に入れ。表に金絲玉子燒なとを置たり。丼といふは。一人分を小丼鉢にいれて。價百文或は百五十文ばかりなり。或は數客へ大器に入れ手鹽皿などに取わけて食ふもあり。京阪に江戸鮓を傳へざる前は。之を精製とし。押ずしを粗とす。江戸は握ずしも五もく鮓も同等となし。共に精粗あり。【昆布まき】鮓は冬は平常より客減ずる故。江戸にては十月以後鮓屋にて專ら鯯の昆布卷を製し賣る。尤も名ある鮓屋にては賣らざるも。普通の店はこれを兼れる。京阪にては

スシ

昆布卷店は別にありて鮓屋にては賣らずと。」今日は鮓屋は皆年中營業して昆布卷など商へるものなし。嗜好の變遷にあらむ。又大阪ずしなどゝとなへ。箱鮓を製する家ありて。之を新味として喜ぶものあり。【稲荷ずし】守貞漫稿にいふ。「天保末年江戸にて油揚豆腐の一方を割き袋形にし。木耳。干瓢等を刻み交へたるに。飯を納れて鮓として晝夜賣れり。わけて夜を專とし。行燈に鳥居を畫きて。稲荷鮓又は篠田酢といふ。共に狐に因みたるにて。野干は油揚を好む者故に名とす。最も賤價の鮓なり。尾張の名古屋などに從來より有之。江戸は天保前より見世賣にはありし歟。蓋し兩國等の田舍人のみを專らの鮓店には從來ありし歟」とあり。十軒店の治郎公の稲荷ずしも。むかしはこの市中を夜うりあるきたるより賣出し。今は一の名物となりて繁昌す。【東京有名の鮓店】は松のすし。與兵衞ずし。竈河岸のさゝまきなるはまへにも記したるが。【松のすし】は寛政年間深川安宅町に開業し。【與兵衞】は文政七年本所横網に開業し。笹卷は其後ならむ。與兵衞は初め藏前札差業板倉屋の手代なりしが。傍ら茶事と骨董僻あり。業を轉じて鮓業を開けり。その頃押ずしのみにて。早漬といふ鮓なきより好事の創案にて握鮓を作り。大に流行するに至れり。芝海老のそぼろを用ゐる事もこの人の創案なりといふ。

スズ　鈴は。樂器として用ひ。又物に結付けて。紛れ失せぬ爲め盜まれぬ爲めに用ひたる者也。今も鋏に鈴を付けたるは。針仕事の際に。鋏の布帛などの蔭になりて。知れざる時。容易く發見し得る爲なり。和訓栞云。すゞ鈴をよむは。音の凉しきより名くるなるへし云々。神樂の鈴は十二顆を攢簇せり。神慮をすゞしめるの意なり。新撰六帖に。八をとめの振てふ鈴ころ〳〵とよめる是なり。徒然草に內侍所のみ鈴の音は。めでたく優なるもの也とぞ。德大寺太政大臣は仰られける。」いにしへのものには鈴をつけたるが多かる。釧の鈴。手の鈴。足ゆひの鈴。大刀の鈴。鉾の鈴あり。弓弭に鈴つけたる事萬葉集に見え。古鏡に鈴六つ鑄付たるもありき。」尾州中島府大國靈神社に古鈴あり。大島の鈴といふ。近ごろ大和平群郡より掘出せしは。鈴三つを横ならびにつなぎて。大さ兩掌を合せし程あり。其用を知ず。其形のちひさきもあり。又板金に鈴五つ着たるもあり」。鷹の鈴犬の鈴も日本紀。古事記に見えたり」。鈴。またサナギと云。和訓栞に小鳴(サナル)の義といへり。またヌデともいふ。因に云。平田翁の弘仁歷運記考に。ふるき鐸を掘出せしことを擧たり。云く。扶桑略記天智天皇七年の所に。正月十七日於二近江國志賀郡一建二崇福寺一。始令レ平レ地。掘二出奇異寶鐸一口一。高五尺五寸。又掘二出奇好白石一。長五寸。夜放二光明一云々。と云る事あり。又元明天皇紀に。和銅六年七月丁卯。大和國宇太郡波坂郷人。大初位上村東人。得二銅鐸於長岡野地一而獻レ之。高三尺口徑一尺。其制異レ常。音協二律呂一。勅二所司一藏レ之。嵯峨天皇紀に。弘仁十二年五月丙午。播磨國有レ人掘レ地獲二一銅鐸一。高三尺八寸口徑一尺二寸。道人云。阿育王塔鐸。淸和天皇紀に。貞觀二年八月十四日辛卯。參河國獻二銅鐸一。高三尺四寸徑一尺四寸。於二渥美郡村松山中一獲レ之。或曰。是阿育王之寶鐸也なども見たり。或說に今現に大和國吉野山に豐臣太閤の手書の添たる銅鐸ありて。天の牟ちやくと呼もの。右中の一ならむと謂ければ此は信ぜられず。其は其謂ゆる天の牟ちやくの圖を見るに。右の記錄どもに云とは其尺寸異なれば也。寛政二年三月。播磨國宍粟郡葛庄須賀村の山中より掘獲たる銅鐸あり。また文化十一年五月十七日に。同國佐用郡下本郷村より掘出せるも。大抵同形にて。稍小也。また寛政四年閏二月。參河國渥美郡神戸鄉谷口村より三ッ掘出たり。其圖を見るに一は山田氏のと大抵相似。高さ三尺四寸。重さ九貫目とあり。また此後同十年の十二月。同國額田郡洞村より掘出せりと云ふも。大抵山田氏のと相似たり。なほ屋代翁の見聞に及ばれし。古銅鐸の圖どもに。明和九年に遠江國佐野郡長谷村より出たる鐸。また安永六年に河內國の郡は知らず。寺臺村と云より掘出たる鐸。また享和元年八月に。遠江國白須賀驛の近き山より掘出せる鐸三つ。文政八年九月七日に伊勢國壹志郡下川口村の東風呂谷より獲たる鐸などあり。其外にも出所を知らぬ五六品ありて。其形また大小種々あれど。多くは上に出せる鐸どもの如く三穴を開たるなり。此は何に用たる物か詳ならず。屋代翁云く。鐸は說文に大鈴也。兩司馬執レ鐸と見えたれば。手に持て振鳴す器なり。博古圖に周栖鳳鐸。高六寸八分柄長四寸七分。柄鐸高六寸八分。柄長三寸八分など見えたり。然るを皇朝にて五尺餘りの鐘を鐸と名付られしは誤なり。白菅漁父云。銅鐸昔古懸二大伽藍之四隅一。又云二寶鐸風鐸檐鐸一。一物而鈴大者也。元征戰之調度。後以爲二佛器一と云へれど。風鐸は匽なる者に非らず。京の八坂塔にかくる鐸を見るに。高七寸九分。鈕なくして穴あり。舌を通し簷に懸べく作れる物にて。絕て此匽鐘と類せず。征戰の具と云ふも誤なり。軍旅に用ふる物は司馬の執る所にして。手にて振べきほどの物なり。抑此器何の用に用ひしと云こと詳ならず。天智天皇の御時に出たるを。當時已に奇異と稱し。寶鐸と稱せるを始めにて。元明天皇の御時大和國にて掘出せしを。其質によりて銅鐸と記され。弘仁十二年に播磨國にて掘出せし時。道人ありて。阿育王の塔鐸なりと云しかば。貞觀二年參河國にて獲たるをも然は云へり。按ふに。此は唐大和尙東征傳に。明州

の阿育王寺に阿育王塔あり。其塔露盤はなくて。中に懸鐘あり。地中に埋沒して能く知る者なしと云ふ事の有るを以て。此器地中より出たれば阿育王の鐸なりと云るなるべし。扨右の區鐘ども。銑間また舞上鼓鉦の邊に穴を穿ち。或は切鈌たるは。律呂を調ふるためにせし事と見ゆれば。續紀に律呂に協ふと云へるを合せ考ふるに。此器もと音律の爲に製れる物なるべしと云れたり。然も有べくや）。其出たる時は詳ならねど。上野國綠野郡落合村なる七輿山宗永寺境內の古墳より掘獲たりと云ふ銅鐸あり云々。扨右の古器ども舊く鐸と稱び來れる故に。今も姑くさは謂ふなれと。神典には奴豆また佐那伎などに。此字を用ひたり。其は其形の相似たる故と聞えたり。上件の器どもは其形區にして內に振玉を付べき所も無れば。神典なる奴豆。佐那伎などの如く振鳴す物には非ず。古書にたえて思ひ合すべき事なければ。其名もまた知べき由なし（然れば强ては屋代翁の區鐘と名けられたるに從ふより外なくなむ）と見えたり。本書圖を出せり今は略す。猶エキレイの部參看すべし。

結袈裟

磨紫金袈裟

スズカケ 篠懸は。修驗者の着する一種の制服にて。圖に出せる如き袈裟を鈴懸と思ふは誤なり。和訓栞云。大峯は篠茂りて路もなければ。是を分入る故に。かく書けりと云り。或は鈴懸とも書けり。」和漢三才圖會に。其衣は素襖の如くにて二幅なり。袖に露紐あり。裳は指袴の如し」と見ゆ。貞丈雜記に。聖護院殿の峯入の時に。めさるゝすゞかけの御ころもといふ物は。かき色に染たる麻の衣也とぞ。猿樂のあたかと云謠にも。旅の衣はすゞかけのとあり。義經記第七。かめわり山にて御產の條に。辨慶御腰をいだき上ければ。御さんやす〳〵としたまひける。むさし少人のむづかる聲を聞て。すゞかけにをしまきていだき奉るとあり。是すゞかけはけさの事にてはなき證據也。袈裟は不動袈裟といふものなりとぞ。また頭巾といふものは。づきんの如くなる物也とぞ。義經記第七。判官北國落の條に。判官殿は殊にしる人おはしければ。あかの付たる白き小袖二つに。やはず付たるぢしろのかたびらに。くず大口。むら千鳥たいかゞりにしたる衣。ふりたるときん。目のきはまでひつかうてとあり。又辨慶は大せんだちにて有ければ。袖みぢかなるゞやう衣に。からんのはゞきに。ごんずはいて。袴のくゝりたからかにゆひて。新宮やうの長ときんをぞ。さげたりけるとあり」とあり。同書頭がきに。聖護院派には絲の總を付ける。出羽の羽黑派には金のりんぼうを付る。三寶院派には輪げさを用ひる也。また鹽尻に。篠掛衣。及び結袈裟は。山伏の僧幽路苦行のとき用し物とかや。絲總（聖護院流）。金總（三寶院流）なんといひて。錦繡を裁て製し。紅紫の組を結び添て。樣々風流を盡し侍るは。本をわすれたるさまにや」などあり。

ススハラヒ 煤拂は。新年を迎ふるために家屋の塵埃を拂ふことにて。最ふるき爲來りなり。俗すゝはきとも云ふ。古今要覽云。すゝはらひの事は。中昔より髓に所見ありといへとも。神代にすゝの事みえたり。いはゆる天の新巢の凝煙の八拳垂まで燒擧て（古事記）とみえ。ふせやたきすゝしきほひてとも。葦火焚やのすゝたれと（萬葉集）とみえたれは。古代よりすゝを拂ひし事もありしなるへけれと。時日をさため。吉日を撰みて。すゝをはらひし事は。嘉禎二年より髓にみえたり。その年十二月六日己丑霽。爲二大膳權大夫奉行一召二陰陽師等一。於二御所一歲末年始雜事日時勘二申之一。御煤拂事有二相論一。文元朝臣申云。新造者三箇年之內。可レ有二其憚一。（東鑑）とみえたるによれは。此以前よりもありし事しられたり。しかりといへとも。禁中にては此頃煤拂の事ありしや。いなやしるへからす。東鑑は全く武家の記錄にして。殊に鎌倉將軍家の進退。事實を記したる日記なれは。禁中の見合にならすといへとも。嘉禎二年は將軍賴經公御在世中なれは。萬事何事にかきらす。大內の御式をうつされ給ふへき事と。推はかられたり。しかれは禁中にても。其頃は御煤拂ありしなるへけれと。定式の御行事にはあらさりし故。諸家の記錄中に見當らされと。はるかに後れて親長卿の記に。文明二年十二月十七日晴。兩御所御煤拂也としるし。宣胤卿記に同十二年十二月九日。今日禁裏御煤拂とみえたれは。此頃よりは禁中にても恒例となりて。年々十二月にすゝを拂はせ給ふなり。さて東鑑にみえしことく。新造の御殿は三箇年の內は。すゝけをとらせ給はぬ事にして。今世いやし

ススハ

き賤か家居まても其規定を守りてとらす。又煤拂の時日は嘉禎二年の頃より。十二月の中吉日良辰を撰み。且雨なとの降ぬ日を用ひられしとみえて。親長卿の記。御ゆとの丶上の日記等にも幾日晴御煤拂也。幾日はる丶御すゝはきいつものことくありなと。みえたるにてしられたり。さて近世は柳營にても十二月十三日を定日とさため給ひしによりて。貴賤おしなへて此日を用ゐる事とはなれり。武家にても舊家は古來の仕來もあれは。各々其定を用ひて日の晴雨善惡にかゝはらす。すゝを拂ふ事なれと。諸家の記錄によれは二百年前のむかしは。大概十二月二十日前後の吉日にて。且晴の日を撰まれて。すゝを拂ふ事。諸日記に顯然たり。扨又西土にても此事所見あり。いはゆる臘月二十四日每家掃塵と閩書にみえ。吳中十月二十七日掃屋塵と。歲時記異集に記したるによれは。千萬里の海陸を隔。且國異にて人異なりといへとも。風俗一致にして。人情も又かはらさりしなり。古事記(神代卷)云。於高天原者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝煙(訓凝煙云州須)之八拳垂摩底燒擧(摩豆二字以音)地下者於底津石根燒凝而云々」和名類聚鈔(燈火部)云。炲煤唐韻云。炲煤(臺梅二音和名須々)灰集屋也。」東鑑云(上に見ゆ)。康富記云。寶德元年十二月二十日。參二給事中文亭煤拂一也」親長卿記云(上に見ゆ)。宣胤卿記云(上に見ゆ)。御ゆとの丶上の日記(慶長三年つちのえいぬの年)云。十八日はる丶云々。御すゝはきの御ふれあり。こよひより御ゆとのゝはうへならし。ますさけの御くはりあり。十九日はる丶。御すゝはきいつもの如くあり。常の御所はかりにうちに御ゆとのゝうへにて。かちん御てんにて二こんまゐる。女御女中みな〳〵御いはひまゐる。をとこたちするにてあつ物御いはひあり。しいしほうけん權すけ殿。かんろじつれの御所の御ざのうへに。たいそう(太宗)の御びやうぶ一さうたてられて。御はらひあり。ゆふかた御すゝはきの御いはひ。三こん常の御所にてまゐる。初こん。三つざかな。二こんそろ〳〵。三こんかうちまゐる。じゆごう女御御しやうばん。女中もそろ〳〵御すはりあり。めてたし〳〵。長はし御すゝはきには。いつもの御さか月御いただき候へとも。わつらひにて御まゐりなし。じゆごうよりしろ御まなまゐる。一ぜうゐん殿より梅枝。すゐせん。つばきの見事なるえだしん上あり。」當時年中行事云。煤拂。陰陽頭勘文にしたかひて日時定らる。勾當內侍兼日殿上人をふれもよほして。各まゐりあつまる。其外御簾屋大釘衞士等の者をは。それ〳〵の奉行の人もよほしに依りて參る。刻限。典侍一人ひとへきぬ着て。劒璽の間(近代此間あり)より劒璽の案なから(二かい厨子)を舁出して。常の御所の御座のうへに。太宗の屏風一雙引めぐらして。しはらく其內に安す。神祇伯劒璽の間の煤をはらひ掃除せしむ。事終て本やく人劒璽をもとのことく舁入。其後吉方よりはらひそむ。すこの分は衞士手のものあまた召ぐして掃除せしめ。御簾疊も新調或は古物を掃除してこれを調。是も手のものまゐりて。合力するなり。此間便宜の所に。うつりまします。其所にて一こんあり。初こんかちむ。二こんてんかく。供しをはりて。御盃をとりて御前を撤す。其後女中にもこふ御見廻。伺公公卿めされ。たゝ殿上人內々の衆は。殘りなくめし出されて。かちんてんかくなと給。御乳母是をやくす。勾當酌。伊豫さかなにて御とほしあり。其日は女中老若によらす。世俗に「うちかうふり」とか云綿をかづくる也。いかなる事にか故はしらす。勾當內侍にて。嘉例の祝儀有り。內侍所にても。近年嘉例の事有と云なり。掃除の事をはりて。本殿に還御。常の御所にて御盃まゐる。あつものそろ〳〵かうしやうの物三こん有り。女中にもあつものそろそろ例の折敷一つにするてたぶ。盃は女中計とする天酌迄の事はなし。」禁中年中行事略云。御煤拂(吉日を撰ひて是あり)初獻ひつゞかさより奉る。二こん三獻御臺所より奉る。御輿寄御門の脇にて。豆腐煮山椒味噌をかけ。何もへ下さるゝあつかへの獻と云。箒主殿寮より上る。同柄南座より調達す。常の御殿は殿上人非藏人。御緣頰は侍。男居は衞士勤む。淸涼殿極﨟衞士內々外樣は衞士勤む。」恒例行事略云。御煤拂。是は吉日を撰ひて有也。御獻あり。初獻こさしかすのこ豆腐櫃司より上る。二獻索麪。三獻するめくだもの。白てん餅男居より上る。箒は主殿寮。柄は南座より調進す。長橋の車寄の御門の脇にて豆腐を煮。山椒味噌をかけて下さる。あつかべの獻といふ。常御殿は殿上人非藏人。御緣側は侍男居は衞士つとむ。」附喪神記陰陽雜記云。器物百年を經て。化して精靈を得て。よく人の心を誑す。これを附喪神と號すといへり。是によりて世俗每年の立春にさきたちて。人家の具足をはらひ出して。路次にすつる事。これを煤拂といふ。これすなはち百年に一年たらぬ。附喪神の災難にあはじとなり。」日次記事云。此月二十日以後撰二吉日一。禁裏有二御煤拂一。主殿寮獻二拂レ煤之箒於禁裏院中一。同箒柄南座獻レ之。煤拂以後至二正月左義長一。不レ被レ用二竹帚之調味一。」當代年中行事略云。十二月御煤拂(擇二吉日一。初獻ひづかさ供レ之。二獻自二御臺所一供レ之。箒主殿寮。同柄南座調進。常御殿殿上人非藏人等。御椽側は侍。男居は衞士勤レ之云々)。年中下行帳云。御煤拂(日限不レ定)。淸涼殿衞士勤レ之。箒(三斗)。主殿寮(伴氏)。同柄南座(三斗)。御髮上松明主殿寮(伴氏)。御髮上役人衞士(一斗)。女房私記云。すゝはきの御祝。御盃三つ肴に居出る。初獻(あつ物かすのここさ

ススハ

し豆腐さんせう)。二獻(そろ)。三獻(みそすりかけて出る。菓物)御てらし出る。一重衣にて御はいせん。」年中恒例記云。御煤拂有之。於内儀御祝參也。常御所御會所御厩以下は御會所同朋仕レ之。上樣御有所は御末同朋。御末は御末男衆。竝御末同朋仕也。御煤掃の御祝參雜煑參也。御美女方より參也。御所同朋御末。同朋御末男衆御美女等於御末さうに御酒給レ之。御すゝはきの道具えさしはうき(柄刺箒)のごひ布一人に一色つゝ被レ下レ之。御すゝはきの道具も。ざうにも御倉より御下。行在之御すゝはきの御餅。大草調ニ進之一。」滑稽雜談云。唐韻云。煤灰集レ屋者也。閫書云。障志云。臘月二十四日每家掃レ塵。梨窓二筆云。正惠子云。日本の人十二月に煤掃と云事をなして。家の内の隅迄拂動かすも。此惡鬼を驅出す法式(追儺の事を云)のあやまれるなるへし。當世において。禁裡院中の御煤取を始として。貴家比屋のわかちなく。十二月十三日以後是をいたす。二十日には諸家の寺院に此事を行ふ。其由未レ考。在家には此日をはつる二十日とて。吉事に不レ用。猶可レ考。」華實年波草云。或說に。煤掃に十三日を用ること。此日鬼宿にあたり。吉日なれは煤を掃ふとなり云云。」歲時故實大概云。近世多くは十三日を用る(是は柳營にて十三日に御煤納あり。それにならへる期日なるへし。民庶も今日を專らにする也)。貝原氏の歲時記には。十五日を用ると見えたり。近世年中行事の書には。禁裡にては吉日を撰て御煤拂ありと見えたり(吉日を撰む事は陰陽家より日時の勘文と云ものを奉りて。それにて定めらるゝなり)。閫書云。臘月二十四日。每家拂塵と云々。是は二十四日を期日として。屋中を掃除すると見えたり。和漢共に新年を迎ふるの儲に屋中を掃除して。萬の事の淸からん事を欲するなり。別して異なる事もなきなり(或說に煤拂と云事は。陽成院の御宇より初ると云り。いふかし。古書に所見かつてなき事なり)。本朝食鑑云。煤即梁上灰塵倒懸者也。屋上古塵及燈燭之積煙經レ年所レ成。其庖廚竈上梁棟最多者。薪煙之舊積也。若レ燒ニ松薪一之家者。不日成ニ倒懸一。雖ニ高堂大厦之上一。而不レ可レ無。俱是本邦呼稱レ煤。臘月擇レ日掃ニ去一家中舊積塵一。此稱ニ煤拂一。」日本歲時記云。十二月十五日の後。屋中の煤塵を掃へし。煤塵を掃に。世人多く期日を定て恆例とす。然とも。或風雨の變あれは。期日に拘らす。十五日の後風雨なき暖日を用へし。閫書に障志を引て臘月二十四日每家掃塵とあれは。中華にも有事にや。是又期日に拘とみえたり。又云。十二月初八日。淸水寺本堂樓門等煤拂(六坊勤レ之)。南京大佛煤拂云々。又云。十日。淸水寺奥千手堂。釋迦堂煤拂。又云。十三日。貴布禰社煤拂(此日宿直社司勤レ之)。又云。十五日。石淸水八幡宮煤拂神事云々。又云。二十日。嵯峨淸凉寺釋迦煤拂(釋迦開帳修法事。其後住職以レ綿拂拭)。知恩院煤拂(今日東山知恩院法然上人之像開ニ厨子一。拂ニ煤塵一。是稱ニ法然煤拂一。宗門男女來拜ニ法然像一。倭俗佛龕謂ニ厨子一)。京極誓願寺彌陀像煤拂(住職以レ綿拂ニ拭之一)。」四季草木行事云。十二月御煤拂。十三日御城の煤拂は昔しは二十日にてありしかど。大猷院殿御忌日故。家綱公御代よりは十三日に成たり。町人足參りて拂ひし也。夷。大黑。福祿壽の三幅一對を狩野家の中より每年被仰にて書あぐれは。表具を被仰付。御床に掛け。御祝儀有しとそ。武家町方ともに大形今日をすゝ拂とす。町方にてはお祓古札納めふとて。乞食體の族呼ありきて。代物を請て是を納る。勿論此比は煤竹箒賣ふれありく云々。」柳營始め諸侯の家にて。大奥と表とは常に通行を遮斷すれど。煤拂の日のみ堺の襖を取除き。年番の年男大奥に行きて煤拂することを述へ。男女の別を論ぜず。煤を拂ふ。了りて年男は胴上けせらるゝなり。必ず蕎麥を從事せし人に饗するは。昔禁中の煤はらひに索麪を賜はりしと似たり。此外諸書にも見えたれど。左のみはとて省きつ。

スズリ 硯は。日常鈌くべからざる文具なり。和名抄に。硯。書譜云。用レ硯之法。石爲ニ第一一。瓦爲ニ第二一。須美須利。釋名。硯研也。研レ墨使ニ和濡一也。後世急呼ニ須須利一」とあり。硯に銅。鐵。瓦。陶。磁。木等を以て製せるあり。然れども其用石硯に如かざるを以て。今概して石硯を用ふ。其名稱に。見る石。石の便。心の湊。筆の海など舊記に見ゆ。文藝類纂に。我國の硯。古は多く【瓦硯】にして。石硯少なし。是錦繡萬花谷に。唐人只多以レ瓦爲レ硯といへる。此頃の時風なるべし。藤貞幹の好古小錄に。昔人の所謂瓦硯は。いかなる物にや。露及雞冠木(竝古瓦研の名)を。書生故實抄に。寶物と稱して。石硯には名ある程の物はなし」といへるも。蓋これに因れるなるへし(露。雞冠木の名器なるは江談抄にもいへり)。【猴膝硯。猿頭硯】延喜主計式に。凡諸國輸調云々。猴膝(サルアシノスヾリ)研一口。備前國調云々。猴膝研十八合とありて。前後皆陶器なるを見れは。亦瓦硯なるへし。朝野群載。左辨官下ニ尾張國一。應下早速進中上猿頭硯二十口瓶二十口上事。」右左大臣宣。件硯等。外記結政左右廳竝陣頭用途料。宜下仰ニ彼國一依レ例令中進濟上者。國宜ニ承知依レ宣行レ之。寄ニ事左右一莫レ忽ニ其勤一。長治元年九月二十九日左少史時宗」とあり。是瓶と共に尾張に命せられしは。古より陶器を貢する所なればなるへし。此猿頭研といへるは。猴膝とは別なるにや(但頭字は誤寫

かとも思へと。群載諸本皆同し。故に姑く原に從ふ)。然れとも。瓶と並び命せられしは。陶研の證とすへし。又後世の書なれと。類聚雜要抄に。二階硯筥の圖を載せて。其中の硯に瓦硯と注せり。されは女御入內の御調度猶此の如し。後世の瓦硯は。雍州府志に。大佛殿南造レ瓦者燒レ之と云。只【石硯】の古きは。壬生寺に藏する所の忠岑形紫石硯(俗に忠岑の所藏といふは確ならず)。人の知る所なり。又好古小錄に載る天授癸兆執徐仲夏自造の字ある紫石硯等。其古き者なるへし。石硯の行はれしは。何時の頃よりとは詳にし難けれと。除秘抄(仁治三年正月十二日)。硯は青硯。下の方緣あり。又先に執筆硯。下方に緣あり。紫石にて傍不レ塗レ之」抔の文あるは。此頃除目に石硯を用ひられしなり。又除目抄。是大臣之時。普通硯。參議之時。瓦硯之間。聊有二口傳一と云へるは。石硯を尋常とせしによる。龜山殿七百首に。道我法印「水くきの便りと見ても石硯。かたき契の果そかなしき」。又爲尹千首に。寄硯戀「人心これや憂世のさがいしの。筆と墨をも。つくしはてつゝ」なとあるは。其頃よりも石硯行はれて。明應の頃。土佐光信か畫ける。七十一番職人歌合の畫上に。石王寺は白み堅くてきりにくきの語ありて。且其月の方の歌に「かきのから月かけ見れは土佐石の。ほしの光はすくなかりけり」の語あるを見れは。其の頃は中々に石硯盛になりしなり」とあり。其他北窓瑣談。教育史畧。一話一言なとの諸書に硯材の事あり。

地質局の發刊に係る地質要報第二號に硯材誌の一項あり。其要を揭ぐ。【硯材履歷】硯の淵源は。漢土にあるを以て。漢土の故事に論及せさるを得す。今端溪硯志。硯箋。墨經。乃各種の硯譜。硯林。其他格古要論。博物要論。雲林石譜。骨董志等の書籍に就て。一二の要領を簡單に述んとす。」漢土墨硯の起る。旣に黃帝の時にあるか如し。蘇譜に黃帝治レ玉爲二墨海一。銘に曰く(帝鴻氏硯)。又漢の李光墨研の銘に曰く(書契旣起墨研則列)。其他又我事物起原に之を見る。然れ共其硯材は玉又は玉樣の美石。或は自然石を補刀し。或は銅鐵。古瓦。古缸。古甎。澄泥。陶磁等にして。凡堅硬發墨に堪ゆるもの。時に當り便に應して。其用に供したるか如し。然とも普通の硯材にして。彼國に有名なる端溪。龍尾二石の如きは。黃帝の後二千八百餘年。晩唐の世始て之を知り。宋の國初に至りて大に世に行はる。此二石文人墨客文房の至寶として稱揚せしより。其餘響遂に我國に波及し。紫色なる硯材にして少しく潤澤あるものを見れは。乃ち曰く。是れ端溪石なり。黑色にして稍古色あるものを見れは。乃ち曰く。是れ龍尾石なりと誇るに至れり。然れとも粘板岩なるものは地殼中に頗る廣大の位置を占むるものなれは。漢土全轄の地積中何そ只端歙二山の產に止まらんや。他邦の產も亦必す多からん。且漢土の古人彼の二山石材の優劣を論する。各其所見に隨ひて之を褒貶し。一も衆評の歸する所なし。只依りて以て信すへきは端人。歙人にして造硯に從事する工人の言に過きさるか如し。

【漢土一二の古說】古へ硯の字なし。古人諸事簡易にして。凡墨をする。必しも硯ならす。但し研るへきの處に之を研る(研林)。漢の薛宣史職を省き。下筆硯に至るまて。皆方畧を設く。前人謂ふ硯字始めて此に見ると(研箋)。九經に筆墨の字ありて。硯の字なし。意ふに古人墨を用ふる器を以て之を和す。莊子に所謂筆を舐り。墨を和するの類なり云々(史慶長學齋佔筆)。端。歙の二字。宋の國初に至りて發見す。唐人多く瓦を以て硯を造る。故に昌黎か毛穎傳に。止々陶泓と稱せり。國初(宋代)に及び初めて硯譜を以て行はれ。端。歙二石。名を天下に擅にす(研林)。唐の中世未だ端。歙あるを知らず。是を以て瓦質堅ならす。墨を磨して沫なきのみ(石林避暑錄)。大概晉。宋の間。往々器を以て墨を貯ふ。墨汁は墨を磨するにあらさるなり(同上)。古硯の用材種類多し(玉硯)。天子玉を以て硯を爲る其冰せさるに取る(西京雜記)。季元伯玉材を得て研を琢く。發墨愛すへし(研箋)。玉は墨を用ふる處に於て光を出さす。便ち芒あり(同上)。【自然石硯】孔子牀前石硯一枚あり。製作古朴。蓋し其平生用ふる所のものなり(研林)。天然石子研あり。其色紫黑愛すへし(硯譜)。天成三角石研あり。其色青黑光膩にして。墨を發す(同上)。混生蒙玉一塊あり。自然風字の如し。工匠琢磨するも此周緻なし(同上)。【銅硯及鐵硯】東魏の孝靜帝生銅硯あり(研箋)。米元章。生銅硯を鑄る。甚た佳なり(同上)。靑州鐵研。製作頗る精し(歐譜)。張華博物志四百卷成る。武帝御前に於て。靑鋏硯及筆紙を賜ふ(研林)。鐵を以て硯を造る。漢の楊雄より始まる(徐氏筆精)。【陶硯。磁硯及石末硯】澤の陶硯。別色泥を以て呂字を造る。內外透れり(米史)。郭惟齋陶器を得たり。體圓く色白し。中虛にして徑六七寸。水を輪に酌み。郭間隆起の虛墨を磨して甚た良し。古硯なり(塵史)。梅聖兪磁硯の詩あり。又硯譜に青磁硯。白磁硯あり。」唐人維州石末硯を稱す。[illegible]發し粗にして筆を損す。今青州石名を恣にす(硯箋)。【瓦硯。塼硯。缸硯及澄泥硯】銅雀瓦硯甚た墨を發す使ふへし(米帖)。鄴郡三臺の舊瓦硯を琢す。澄泥に勝れり(賈氏談錄)。先公燕に在りて。瓦硯を得たり。長さ尺半。濶さ八寸。建長十五年と隸す(隨筆)。楚王廟の塼硯と爲すへし(宣武駛記)。山陰土を闢らきて斷塼の一硯を得たり(研林)。蜀老欒を以て缸を破り。硯を爲る(硯箋)。硯譜に塼硯あり。銘に「大魏興和年

造」とあり。」虢州澄泥唐人硯を品して第一となす。而て今人稀に用ふ(歐陽公外集)。澤州金道人澄泥硯呂字あり。堅緻墨を試むへし(歐賦)。其他又【蚌硯。漆硯。木硯。竹硯】等あり。以上に於て考れは。漢土の如きも。其中古以上は定まりたる硯材なく。凡堅質墨を磨るに足るへきものは。皆研材に充てさるはなく。且其普通の研材なる端溪。龍尾二石の如きは。降りて唐宋以後世に著れしと知るべし。唐宋以降普通の硯材を産出せしは。端。歙二州にして。青州亦之に次きて著名なり。而して是等の石材を論述せし書籍には。既に記するか如く。端溪硯志。雲林石譜。格古要論卷の七。博物要覽中。骨董志等の類あり。就中硯箋。墨經に於て其詳論するものありと雖。極めて繁雜なり。故に今此類の諸書に據り。簡單に其要を摘み。左に之を約言せむ。

【端溪石】端州に產す(今廣東の肇慶府なり。或は東州とも見えたり)。異名多し。曰く下岩石。曰く上岩石。曰く中岩石。曰く龍岩石。曰く半邊石。曰く蚌坑石。曰く後歷石。曰く子石。曰く綠石等是なり。就中下岩石最も貴し。其色は黑色。青色。綠色。紫色。猪肝色等あり。各色中最も正紫色。猪肝色を貴ふ。而して石眼あり。其名は活眼。淚眼。死眼等なり。活眼は淚眼に勝り。淚眼は死眼に勝り。死眼もなきに勝れりと見えたり。蓋し石眼は元來石瘤なり。なきに勝るの說。固執すべからず。石眼又異名あり。鸜鵒眼。雀眼。猫眼。綠豆眼等皆其狀形の似たるを呼ふのみ。就中翠綠なるを上とし。黃赤なるを下とす。【龍尾石】又徽州石と云。歙州に產す(歙州は今の南直隸徽州府)。異名多し曰く龍尾石。曰く金星石。曰く蘿紋石(此の石中區別最も多し)。曰く蛾眉石。曰く角浪石。曰く松紋石。曰く豆斑石等是なり。就中龍尾溪中に產する金星石最も貴し。其說に曰く。金星は其石理微しく粗なり。指頭之を摩すれば。索々として。鋒鋩あるもの最も佳也。其色多くは淡青。或は青黑。或は純黑。或は淡紫等也。【紅絲石】又青州石と云。青州に產す(今山東青州府也)。異名多し。曰く黃玉石。曰く褐色石。曰く紫金石。曰く鵲金石。曰く黑玉石等是也。就中紅紫石を以て天下第一とす。黳玉石最も奇と稱す。其色は青色。紫色又青黑色等也。」右三石其優劣に於て漢土の古人所論極て多しと雖。其歸着する所を知らず。思ふに三石中石病なきもの。獨り龍尾石ならんのみ。【其他漢土諸州普通硯材】は唐州の唐石(紫色能く墨を發す。端石と誤認す)。宿州の樂石。絳州の絳石(其色牛角の如し)。淄州の淄石(其色青黑。能く墨を發し端。歙に次く)。登州の登石(色黑く羅紋あり)。寧州の寧石。瀘州の瀘石(色暗黑)。戎州の試金石(淄州の產に類す)。萬州の萬石(黑潤にして銅屑あり)。夔州の夔石(其色黑く能く墨を發す)。歸州の歸石(風濤の象あり綠色變すへし)。吉州の吉石(紫色狀端溪の西坑に類せり墨を發す)。永嘉郡の永嘉石又觀音石(端溪に比し最良潤にして微しく及はす)。高麗の高麗石(堅密聲あり其色青紫なり)。」其他普通の硯材に非すとて。硯を製するもの少なからす。

【本邦古來の硯材】漢字の傳來せし應神の朝より。一千三百餘年の後。後水尾の朝慶長。元和の際に至り。始て若狹國に宮川石(一名鳳足石)の聞ゆるあり。之に次きて土佐の櫻濱石。丹波の石王寺石等出つるに至れり。蓋し本邦の上古も。漢土の上古に於けるか如く。一定の硯材なく。墨を研くに堪ゆるもの。皆之を用ひたるか如し。而して中古王政の隆盛なりし時代の如きは。尙ほ今日洋風の行はるゝか如く。百事漢土の風を學はさるなく。當時漢土は隋。唐。宋に沸り。儒生。佛徒及商工の往來せしもの繁きを以て。硯材を海內に探り。之を製造するは。寧ろ舶載を用ふるの便宜なるに如かさりしものゝ如し。後ち戰國の世に至りては。貨泉の如きも亦尙ほ盡く唐。宋より仰きたれは。其餘は推して知るへきなり。故に硯材の起りも。近古昇平の餘澤に出てたる者なり。

(一)。造硯の起原詳ならす。推古天皇十有八年春三月。高麗王僧曇徵を貢上す。曇徵五經を知り。且能く彩色及紙墨を作る。紙墨既に茲に起原す。然れども硯を言はす。貝原好古が和事始にも。是れ日本にて墨を作る始めにやと見えて。造硯の始めを言はす。物類品隲も亦好古が此言を擧けて。硯を言ふものなし。

(二)。泥硯及瓦硯。延喜式に。備前國進貢年料雜品中。猿膝研二口云々。又同書に酒造司に備ふる所雜物中。猿膝研十八口云々。朝野群載太政官外記の條。召物の書式に左辨官下す(云々前に見ゆ)。而して長治元年は。今を距る殆と七百八十有餘年にして。其延喜に後るゝと約二百年也。然らは本文に。例に依りてと云ふは。之を延喜以後の例として可ならん。藤の貞幹曰く。一縉紳家に古澄泥硯あり。其の家數世之を知らす。余始て石に非さるを知れり。其色紫褐。其質緻密堅實。墨を磨するに。石王寺石の堅きか如し。其形製を詳にするに。異邦の製に非す。此等や昔人の賞して瓦研と稱するものならん。天明初年。藤の子禮か家にして。古澄泥研を見る。側面に永祚三年辛卯六月日云々の字あり。淡黑緻密一縉紳家の研に髣髴たり(中畧)。是等を以て此間古昔澄泥研の製ありて。所謂瓦研は澄泥研なるとも知るへし。東寺食堂の泥研は。文安四年造る所なれとも。粗惡用ふるに足らす云々と。是即研譜に見る所の永祥磁硯なり。文安磁硯は。粗造と稱すと雖も。世に著名にして。各種の硯譜。又は古物を謂ふの書籍中。往々之を引用せり。右の外。各種の硯譜に和製泥硯。瓦硯

を擧くるもの。其た多しとす。
(三)。本邦古石硯。好古小錄に曰く。古昔瓦研。陶研を用ひて。石研を賞せす。石硯其名ありて存するもの。皆異邦の製なり。故に研材の出る所も知らざりしと。又曰く。我古代の石硯と云ふは。元龜帝の御硯。高尾石に似て堅實なり。又壬生寺所藏の紫石研。及ひ天授癸兆云々の銘ある紫石硯は和硯なれとも材佳ならす。製も亦至拙なり。天然材に研心を鑿る鴨長明が硯などぞ古物なるへき云々。
(四)。日本硯の形狀。文人。墨客が文房具中に愛翫する硯池は。多く漢土の製を好めり。其漢製に非ざるも。亦皆漢硯の形狀に摸造せざるはなし。之を呼ひて唐硯と稱し。異狀百出據るべきの法則なく。專ら風致と雅趣とを貴べり。然るに純然たる我日本硯は。中古以上は之を措き。其以降に於ては自ら一定の法則あり。其硯に大小ありと雖も。大概長さ五寸幅二寸五分の長方形にして。大小共に之に比準して製するを常とす。其長短或は好みに隨ふものあり。而して左右下三方の緣は。極めて細く。上の一方は之に二倍又は三倍廣きを規とす。其硯池硯心外郭共に正矩に準ひ。正方を向ひ。就中最も精好なる製造に至りては。其緣に金銀泥を以て。鑄掛をなし。中等なるは。各色の漆を以て之を塗り。下等は之を塗らす。是等の硯其上中下品を言はす。必す硯筐に容れて之を用ひ。硯筐其精好なるものは。外部は金銀の蒔繪を施し。內部は悉く金銀沙子を用ひて。梨地に塗り。大概長さ八九寸濶さ七八寸。硯皆具とも竝せ容れて。甚た豐かなり。皆具とは筆。墨。水滴。錐。小刀等是なり。而して高門大家には。書院又は正室中の裝飾に於て。鈌くべからざるの要具たりし。其他官省民家の日用。小學童子か習字用と雖。皆分に隨ひて。筐中に容れて用ひさるはなし。其の極めて精好なるも。雅致と風趣とを有せす。然れとも自ら一種の品格ありて。我國風の美を見るに足るへきものなり。方今世上專ら彼の唐硯樣の製造のみを好み。純然たる國風に倣ふて。良好の硯を製造するもの甚た少しと雖も。近古以降の製世上に傳ふるもの尙は多く。且人の能く知る所なれは。一々之を論せす。萬金產業袋に曰ふ。硯の形樣々あれとも。極めたる名もなし。大略は大さにて何寸何寸と呼ひ。緣の鑄掛に朱塗。墨塗あり。皆これ墨の汚を拭除するに易きか爲なり云云。小硯(一名矢立の硯)。源平盛衰記に。矢立の硯取り出し。宇治川の先陣と。剛の者とを注し云々。太平記に。四壇妙玄鎧の引合せより。矢立の硯取出し云々。平家物語に。覺明は箙のほうだてより。小硯たたう紙取出し云々とあり。」按するに矢立の硯は。元と小硯を云ふなり。後世懷中硯。旅硯。又單に【矢立】とのみ稱する墨壺あり。蓋し小硯。矢立硯の名殘か。」矢立硯筐の說好古小錄に見えたり。又【硯筐】の事。貞丈雜記に詳也。今此硯材の言に關せす。方今海內に用ふる。日用硯形の如きは。硯工。硯商に於て一種の稱呼あり。大概民家の日用。且童子輩か習字用の如きは。五寸平なるものを用ひ。之を略して五平と呼ふ。長さ五寸幅二寸五分。是本邦石硯ありてよりの古形なり。又官省商店等に專ら用ひらるゝものを。五二の「カケ」と云ふ。長さ五寸濶さ二寸の割合にて。長方形なり。其「カケ」とは商家の掛硯筐に適用するの謂なり。官省も亦多く此形を應用せり。朱硯あり。朱硯は小硯を代用するなり。長さ二寸五分のものを二五「タビ」と云ひ。三寸のものを三寸「タビ」と云ふ。「タビ」なるものは。其中必ず一寸五分を限れり。「タビ」とは。旅行用硯の謂なり。所謂矢立の小硯なるものなり。又其何人の作なるを知らざれとも。世に硯置合と云ふ寫本あり。中に世尊寺殿置合。門脇相承有職鈔。玉海。山槐記。消息耳底。除秘鈔。魚魯愚別錄。青蓮院殿式。玉章秘傳錄等の諸圖を擧け。公家。武家。出家。祈禱。供養。官途。入部。所領。陣中。消息。手習等に用ひたる式及石硯。瓦硯の區別等を謂へり。是皆其硯を硯筐の中に置き合するの古實なり。文安。仁安等の年號も見えたれは。其前後よりかゝることを唱へし人もありしなるべし。貞丈雜記には。三光院殿の說を擧けて。硯置合の古實然るべからざるの由を謂へり。今總て之を略す。」
(五)。硯石の產出。若狹風土記土產部に。紫石大飯郡新保村に產す。彫刻して硯となす。甚た美觀なり。我先君(酒井忠直)硯を爲り。之を三十餘國の神祠佛刹に納む。林春齋之か銘を記す云々。又曰く。鳳足石は朝廷の寶器なり。天和二年の秋水戶宰相源光圀卿奉勅銘を造る。其序に若狹の產する所。其色凝紫温潤玉の如しとは是れなり云々と。職人歌合。畫は光信にて。書は長和卿なり。皆明應時代の人なり。歌合。右は玉すり。左は研きりにて。左の歌「かきのから月影みれは土佐石の」と見えて。其言葉書に。石王寺は白みの堅くてきりにくきとあり。土佐石。石王寺石。始めて玆に出つ。和訓栞に。宮川石は若狹より出つ。後水尾帝の文房に供せり。後水尾帝の御愛物にて。水戶西山公の銘して。鳳足石と號す。時に西山公に賜はりし御製あり。曰く「傳へ行く硯の石の齡もて。世々に殘さん言の葉そこれ」。右三石の名始めて聞えしより。世の文運と同しく。海內諸州に硯石の產出陸續止ます。就中元祿以降享保以前に於て世に其名を知られたる硯材には。大和國に淸瀧石。近江國に高島石。周防國に赤間石。豐前國に門司關石。甲斐國に雨畑石。參河國に銀垂石等を以て最も盛なりとす。是皆前に謂ふクレースレートにして。普通の硯材石なり。其他諸種の

大理石。灰石。砥石。建築石等を以て研材に充て。其名あるもの亦少なからずと雖。今玆に省く。」凡前數種の硯石山。各其産出の盛なる時代に於ては。皆漢土に著名なる端溪。龍尾と其質の美を爭はざるはなし。然れとも方今に於て。既に是等の石山皆其美材を産出するもの稀にして。殆と衰廢せしものゝ如し。然れとも爾後海內に於て。硯材に望を屬すべきの石山なしと云ふに非す。今將に逐次これを說かんとす。」前款既に本邦固有の古硯。及古硯材の概略を述べたり。是より現今我邦諸州に産出する硯材にして。其鑑品を本局に蒐集せし。各種の粘板岩に就きて。其質の良否と。其材の適否と。且後日に之か開採を望むべきか。將た望む可らざるかを論ぜんとす。

(六)。硯質。粘板岩即「クレースレート」中に於て。硯材に適當すへき良質の物を論せんとせば。先づ硯の効用如何を言はざるを得す。蓋し硯のものたる。他用あるに非す。只發墨の一途あるのみ。故に其材を撰ぶや。專ら發墨を以て佳良なる硯材となさゞる可らず。」硯に二種あり。其一種は日用硯。即官廳士民。及諸學校に於て生徒の需用するもの是なり。他の一種は文房硯。即文人墨客の文房中に愛藏するもの是なり。

(七)。文房硯。宋の張山來曰く。文人案頭に臚列する所の諸玩物。其類たる一ならず。然して皆日用に切ならず。最も適用なるもの硯に過ぎず云々と。」文人墨客の硯材を論ずるものは。專ら漢硯を貴重するを以て。其說く所亦漢土學士の論辨したる糟粕を主張するに過ぎず。本邦所産の石材の如きは。曾て之を詳論するものなし。此を以て奸工奸商の徒。往々本邦の産石を以て。巧に漢硯に換造し。其欺かるゝを知らず。其材の紫色なるものを得れは。曰く是端溪石なり。黑色なるものを得れは。曰く是歙州石なりと。豈に嘆ぜざるべけんや。」凡本邦に於て天和以降。粘板岩。即普通硯材を發見せしより。其文房硯を製すべき適當なる良材の如きは。若州宮川石(一名鳳足石)あり。其色紅紫。或は猪肝。或は青綠。其質堅理緻密にして能く墨を發し。溫潤玉の如く。指之を摩するに聲音なく。甚だ彼の端溪石に似たり。近江國に高島石あり。蒼黑堅勁にして能く墨を發し。石理少しく粗にして。指頭之を摩すれは。索々清音あり。彼の歙州石と甚だ相似たり。是に亞ぐものは。紫石に土佐の櫻濵石あり。其産甚だ尠なし。黑石に甲斐の雨畑石あり。共に享保以前に於て産出するものにして。皆な以て文人墨客の愛藏すべき文房硯を製するに足るの石材なり。然れども。方今此の地方絕えて良材を産せず。又日向に赤溪石あり。世に延岡石と稱す。此石堅嫩二種あり。嫩なるもの栗紫色稀に青色のものあり。共に能く墨を發す。堅なるもの紅紫色にして青綠眼あり。滑澤墨を受けず。此石材も亦文政。天保の間に於て産出するもの。最も良材にして。當時延岡藩。及京阪の間に於て此石材を以て專ら漢硯を換造し。其今日に遺存するもの。甚だ漢硯と識別し難きものあり。獨り此硯山のみ。方今尙ほ其産に乏しからず。」凡本邦に産出する硯材中。其活眼を有するもの。古今此延岡赤溪石の一種あるのみ。薩州甑島石の如き。紫色にして青斑あり。世人以て石眼となすも。是石眼に非ず。青斑點なり。石眼は硯材の原質中に他の石を包含するものにして。只石質中に斑紋の點あるものと大に異なるものとす。況や其材の堅硬滑澤墨を磨すべからざるをや。其の他本局中に蒐集せし硯材にして。紫色。青色其種類に乏しからずと雖。方今海內の産石中。高致なる文房硯を製造すべきもの。獨り延岡赤溪石に過ぎたるはなかるべし。然れども既に述べし如く。粘板岩の海內に現存するもの少なからざれば。山脈に就きて探究せば。或は稀世の良材を得るをあらん。」古今文人墨客か愛藏珍玩する文房硯の如きは。所謂硯の壽は。世を以て數ふべしと云ふが如く。人若し一石の美材を得て良硯を製し。之を愛藏し。其子孫に傳へ。子孫も亦之を愛玩して。百千年の遠きに傳ふるも。其一家の寶具に過ぎずして。世の經濟上に於て。毫も益する所なく。彼の文人案上に臚列する諸玩物に類すへし。故に今本局に在りては。深く文房硯を論ずるを要せず。

(八)。日用硯は官廳士民。及び諸學校の生徒か。一日も缺くべからざるの要具たり。故に國家の經濟に關するもの。また甚だ大なりとす。」日用硯も亦其觀の美を好まざるに非ず。然れども。美觀實用と兩ながら得べからず。故に日用硯の如きは。其實用に專らにして。能く墨を磨するに足るものを取るに止まるべし。凡硯材の墨を發すべきものは。其質稍軟にして。其理微く粗なるにあり。材の堅硬滑澤なるもの。大概墨を受け難し。若し堅理緻密にして溫潤玉の如く。墨を發するものあらば。之に若くべきなしと雖。斯の如き石材は。古今最も得難き所にして。或は之を得易しとするも。其堅理緻密なるが故に施工難し。施工難ければ。硯價隨て不廉なり。故に日用に供す可らず。凡三百年前始めて硯材を發見せし以來。專ら海內の日用硯に需用せられし石材は。第一次に近江の【高島石】となす。此石前にも述べし如く。當時産出せし良材は。彼の歙州の龍尾石に彷彿たる質を有し。最も貴重すべき石材なりと雖。當時世人未だ之を知らず。能く墨を發するを以て。專ら日用硯を製出し。最も世に行はれしなり。即ち此石材を以て百年前に於て製造せし古硯の。世に遺存するも

スズリ

のを見て知るべし。凡本邦の硯材にして。手之を摩して。索々清響あるもの。獨り此高島石に止まれり。高島石盡くるに及びて。第二次を甲州【雨畑石】となす。此石當時の產出に於ては。其材良好にして。墨を發する宮川石に及ばずと雖。亦是れ稍溫潤の良質を有し。且世の文運も高島石の代に比すれば。愈々進歩せしを以て。其良材を撰びて文房硯を造り。其他多く日用硯を製し。盛に世に行はる（雨畑近隣鬼島村に硯工あり。父祖三世造硯に從事し。其二代雨宮源兵衞なるもの。一種の奇人にして。酒を嗜み硯を造るに熱心し。廣く文人墨客に接し。多く和漢の古硯を摸造し。終に其刀痕の銛利なるは。殊に雅趣を失し。風韻に乏しきを發明し。中年以降自ら鈍齋と號するに至る。此を以て一時文人墨客と硯商硯工とを問はず。鈍齋を稱して海內古今硯工の獨歩なるものと評するに至れり。鈍齋薫陶の及ぶ所。雨畑一鄕の硯工に於て。其下工あるを聞かず。鈍齋歿するの日。雨畑石も亦殆んど盡く。雨畑の硯工は。其手を空ふすべからざるを以て。散して四方に走り。駿州に阿部石を開き。遠州に鳳來寺石を起し。信州に高遠石を發し。皆其各地に於て硯工の師となれり。）其他雨畑石と時代を同じうせし紫石には。周防の赤間石。豐前の門司關石等。著名なるものありと雖。皆以て文房硯に止りて。廣く日用硯に供給する能はず。維新に及て。第三次に雄勝石の起るあり。近來大に世に行はれ。一時他山の硯材を壓し。以て日用硯の供給を專らにせり。【雄勝石】世人以て維新の新產石と呼ぶと雖。其發見の年代は既に寶曆年中にあり。蓋舊藩主の其掘採を嚴禁せしより。今日に存在するものなり。此石材其產地極めて廣く。若し其產石をして。啻に製硯にのみ供するときは。海內日用硯の需用を。此一石に仰くも。更に數十年の供給に乏しからざるべし。然れども古今粘板石の功用。日一日に廣く。硯材の外諸般の用に供する。愈々繁多なるを以て。今日より數年を出でずして。忽ち缺乏を告ぐるに至るべし。故に世人は今日より。日用硯第四次の產出地を開かざる可らず。況や其他の需用。最も繁きに至らんとするに於てをや。」日用硯中に一種の建築石材を用ひて。大に關東に行はるゝものあり。又一種の砥石材を用ひて。關西に行はるゝものあり。」建築石材に代用するものは。豆州の【上加茂石】是なり。此石洋名チュファア。譯して砥砂石又凝灰岩と稱す。是建築石材中に在りて。石理稍密にして其質の輭かなるか爲に。能く工費を省けり。熟達なる硯工は。一日十五乃至二十箇の硯を製出するを得へし。故に硯價廉直にして。小學童子か習字用に堪えたり。其色淡紫にして微しく青色を含みて細紋あり。然れとも石質の粗惡なるを厭ひ。硯工は常に墨と漆とを以て。之を黑色に塗抹し。石質を隱せり。其原石は之を東京に運ひ。專ら東京硯工の手に於て。製造し。產地に於て製するをなし。其需用の廣き。東京近傍は言を俟たす。遠く北國地方に入り。或は大阪に輸するものあり。又或は官廳の之を用ふるあり。然れとも。元來石肌の粗惡なるが故に。墨を損し。筆を禿するを甚しく。硯壽も亦久しからず。故に硯價極めて廉なりと雖も。却りて經濟に不利なるものなり。」【砥石材】を用ひて日用硯材に代ふるものは肥前天草町山口に產する砥石にして（洋名サンドストーン。砂岩石の一種是なり。之と同質なるもの。伊豫に常慶寺石あり。共に砥石にして世に著名なるものなり。此石白色に鐵銹を以て赭色なる虎斑あり。故に虎斑石の稱あり。此石を大阪に運ひ。日用硯を製造し。中國。四國。九州の各地に行はるゝ。猶上加茂石の關東に於けるが如し。而して兒童輩。其虎斑あるを喜ぶを以て。硯身を塗抹せず。其筆墨を損耗する上加茂石より甚しく。硯壽も亦更に夭なるべし。然れとも世に需用せらるゝ久しきを以て。之か需用を減ずるは容易ならざるべし。

（九）。硯材鑑品。本局に蒐集せし硯材の鑑品は。本邦各州に產出する石材にして。專ら日用硯に適當すへきを收め。其適せざるか如きは。固より之を取らず。故に今左に列記する石材は。概ね日用硯を製すへき材質なりと雖。其發墨の良否と。筆墨を損すると否とを試驗するは頗る困難なり。然れとも經驗上に於て能く墨を發し。且筆墨を損害せざる二三の硯材を標準となし。精好なる顯微鏡を以て其薄片を照し。其質の粗密含有混合物の如何を知り。以て彼是相比較せは。即其適否を斷定するを得へし」凡日用硯材に於て。其採るへきの質を概言せは。其質稍軟。其理微しく粗にして。石病なきを撰ふへし。石病とは。石材中に硫化鐵。又は他の固形物を含有して刀圭すへからさるものにて。工人之を「ハリ」と云ふ。是石中鐵針を刺すか如きものあるの謂なり。石肌乾燥して潤澤なく。刀を受け難きもの。工人之を「ヤケ」と云ふ。是火焦するか如きの謂也。又一材中にして。或は硬鐵の如く。或は軟泥の如きもの。工人之を「フケ」と云ふ。是石の腐朽するか如きの謂なり。此類の病は。皆石山の上部に露出し。多年寒暑に曝され。惡質に變したるものに多くして。用ふへからす。其地中に入る深きものは。是等の病あるもの稀なり。且其石色の如きも。紫黑二色に大別して記せりと雖。紫色元來純紫なるものなく。暗紫。栗紫。猪肝の類是なり。黑色亦純黑のものに非す。褐色。灰黑。暗黑。青黑の類。皆是なり。

【產地】【宮川石】多くは紫色稀に青色なるものあり。一名【鳳足石】と云ふ。前說に見ゆ。若狹國大飯郡新保村に產し。昔時良材盛に出てゝ。海內無比の硯材と稱せり。方

今に至り。産出甚た乏し。【土佐石】紫色又青色のものあり。一名【櫻濱石】と云ふ。前説に見ゆ。土佐國高岡郡宇佐村萩濱及ひ櫻濱に産するもの。海中に在りて。退潮を待て之を採りしと云。方今安和村海濱に産するか如き。人能く之を開採せは。其質は昔時の宮川に及ふ能はすと雖も。今時の延岡石に優れるならん。【坂本石】紫色。土佐國安藝郡東寺坂本村に産す。其産最も廣し。【行道石】黑色。同郡西寺村の內行道坂に産す。近隣一般の地質なり。【伊芝石】紫色及青色あり。同郡羽根村伊芝山に産す。蓋し本山全體の質ならん。其産廣し。【羽崎石】黑色。同村の內羽崎に産す。前に言ふ行道坂の産と連脈にして。海濱に臨めり。掘採自在にして運輸亦極めて便なり。【由良谷石】黑色。同國香美郡北村由良谷に産す。羽根村の産と相類せり。【荒谷石】黑色。同國幡多郡下の加江村荒谷に産す。其産廣し。他本郡小才角村月の岬。下川口村鹽ヶ谷等。又皆黑石を産出せり。當國に著名なる四萬十川下流の如きも。一般粘板岩の破碎するものを流出せり。蓋し水源一大粘板山ありて。之を流下するならん。」本州の粘板岩を産するを。上に列記せるか如く。廣且大なりと云ふべし。然れとも明治十年以前に在りては。東寺坂本村に一戶の硯工あり。父祖五代の間。連綿すると雖も。其製硯。元來良師を得て之を學ふに非されは。其拙工言ふに足らす。近來亦此石の開採あるを聞かす。惜い哉。本州若し粘板岩の工業を起すものなくんは。先つ此石材を採りて。之を大阪に輸し。一時の利を貪ることなく。能く其販路を開くことを得は。自他必す利する所あらん。【石王寺石】鼠色。白線を帶ふ。前説に見ゆ。丹波國何鹿郡石王寺村に産す。此石一種の石灰石(麻兒)にして元來尋常なる硯材に非すと雖。本邦硯材の祖石にして。其能く墨を發するを以て。一時世に行はれたり。方今其産甚た乏し。【雨畑石】黑色。稀に紫色あり。前記に見ゆ。甲州南巨摩郡硯島村雨畑山に産す。昔日は良材を出し。文房硯及日用硯を製せしか。今日は良石の産。甚た乏し。【高島石】灰青色。又虎斑あるものあり。前説に見ゆ。近江國高島郡宮ノ前村に産す。古は良材を産し。今は之を出さす。故に一旦廢山に及ひ。明治の初年之を再興すと雖。昔日の如き良材を産するに至らす。【赤間石】紫色。又紫青相交はるものあり。長門國厚狹郡厚狹村森廣。及西萬藏村岩瀧等に産し。海內硯村に於て最も著名なり。其質乾燥堅實にして。墨を受け難し。中に就きて青色相交はるもの。土人之を金絲石と云ふ。稍〻潤色あり。其産頗る廣く。其地方常に百五十餘名の硯工ありて。硯を製し。年々十餘萬箇に下らず。專ら大阪以西九州の地方に行はる。【門司石】紫色。又綠荳斑を帶ぶものあり。豐前國企救郡大積村。大迫村に産す。其地馬關を距る二十四五町許。故に門司石の名あり。其數所の産地に就きて之を擇まは。長州厚狹郡に優るものあらん。土人農業の暇に於て。硯を製し。元來硯工師あつて。之を學ふに非す。唯〻此業に從事するの久うして。其手工の妙技を自得せしものなり。古來石質の良好にして。其製の可なるものを擇み。是に赤間石の銘を刻し。往々世に販賣するものあり。【延岡石】紫色。稀に青色なるものあり。又紫色。鸜鵒眼を有するものあり。一名【赤溪石】と云。前説に見ゆ。日向國臼杵郡八戶村赤溪に産す。徃時藩主其石を城下延岡に運ひ。專ら文房硯を製せしを以て。延岡石の名。世に傳る所となれり。石質緻密にして重し。今の産は大概墨を受けす。就中石眼を有するもの。愈〻堅緻にして愈〻墨を發せす。其産極めて廣し。故に良質の地を擇ひて。之を開採せは。文房硯を製するに足るべきものあらん。宜しく前説を照觀すへし。【米良石】紫色。及青色。同國那珂郡上米良村山中に産す。産地廣し。擇みて文房硯を製すべし。【高遠石】黑色。信濃國伊奈郡三里村竹の澤に産するもの。之れを竹の澤石と云ふ。同所鍋墨山に産するもの。鍋墨石と云ふ。共に其石を高遠に運ひ。專ら日用硯を製す。故に又高遠石の名あり。天保中の開掘に係り。當時甲州雨畑硯工を以て師となせり。【鳳名石】黑色。中に片雲母を含有す。又銀垂石と云ふ。參河國南設樂郡富榮村字余行に産す。古來土人農業の餘暇。專ら日用硯を製し。世に出すこと久し。【鳳足石】黑色。同國同村門谷村高德に産し。明治八年の發見に係る。其産地頗る廣く。甲州雨畑の硯工來りて業を開く。【川合石】紫色。美濃國可兒郡田中村河合洞に産す。嘉永中發見。【三洞石】紫色。同國武儀郡谷口村三洞山に産す。安政中發見。【門脇石】黑色。同國本巢郡門脇村水無山に産す。【加治田石】同國加茂郡加治田村硯ヶ淵に産す。【小河內石】紫色。駿河國大井川小河內に産す。撰みて文房硯を製すへし。【銀葉石】黑色。白線を帶ふるものあり。駿河國安倍郡上田村銀葉山に産す。明治初年以降專ら日用硯を製す。【大泉石】黑色。常陸國茨城郡大泉村中雀山に産す。明治四年中の發見に係り。專ら日用硯を製す。【椚石】黑色。同國久慈郡國見山の麓椚に産す。緻密堅硬なり。【木葉下(アボケ)石】黃色。同國同郡木葉下村に産す。明治初年以降專ら日用硯を製す。【雄勝石】黑色。前説に見ゆ。陸前國桃生郡雄勝濱に産す。其産極めて廣く。且大材を出せり。舊藩主伊達氏の時。之を玄昌石と稱し。其質嶽州龍尾石に比し。叨りに採掘することを制禁せり。明治八年開坑以降盛に石板及文房硯。日用硯。其他石瓦卓盤石碑等を出せり。同十四年第二回內國勸業博覽會出品解説書に由れば。一箇年石盤の製出四十八萬六千枚。此代價金八萬二千六百圓。

スズリ

硯一萬五千二百面。此代價千六十四圓とす。蓋し其質を龍尾石に比するか如きは。素より保證す可らすと雖。粘板石產出の盛大なるは。方今海內屈指の一と謂ふへし。宜しく前說を參觀すへし。【夏山石】黑色。陸中國東磐井郡田川澤夏山に產す。明治元年造硯の業を創む。【荻生石】同國磐井郡猿澤村荻生山に產す。文政以降の採掘に係る。撰て文房硯を製すへし。【足澤石】黑色。岩代國耶麻郡早稻谷村足澤山に產す。【入山石】黑色。同國南會津郡豐成村入山に產す。產地廣し。【又川石】黑色。木葉魚形等の痕跡あり。羽後國秋田郡森吉村小又川硯の岱に產す。嘉永年間發見。產地廣し。【戶波石】紫色。同國雄勝郡戶波村金の澤に產す。萬延中發見す。【岩井石】黑色。同郡岩井村沼の澤に產す。明治五年發見す。產地廣く。其質自然に能く割裂す。【栖吉石】黑色。越後國古志郡栖吉村自脫澤に產す。頗る大材あり。專ら日用硯を製せり。【諸鹿石】黑色。因幡國八頭郡諸鹿村の產。嘉永年間發見。當時工匠を近江より聘し工業を創む。【龍頭石】黑色。同國岩井郡長谷村龍頭山に產す。【唐斑石】黑色。又砥石に用ふ。伊豫國下浮穴郡上唐川村砥の畦に產す。安政中發見。【遠見石】紫色。薩摩國甑島郡遠見村に產す。【名柄石】黑色。同國大島郡名柄村に產す。【屋久石】黑色。同國馭謨郡宮浦村に產す。【若田石】對馬國下縣郡若田村に產す。此石專ら砥石に用ふ。其產極て廣きを以て。中に就きて撰ひて日用硯を製すへし。【豆酸石】同國同郡豆酸村に產す。近隣一般の地質にして其產最も廣く。且巨大の材を出し。皆能く平坦なる薄片狀を成せり。是れ家屋構造卓盤。習字板。屋瓦等の材料に用ふへきものと雖。其產廣きを以て。中に就きて。日用硯を製すると多し。」以上記する所のものは。本局に蒐集せし硯材鑑品なり。其他海內粘板岩の產地少なしとせず。

【本邦硯の需用】同報告は亦左の如き說をなせり。云く。內國に需用する石硯は。其品類極めて多しと雖。今之を上中下三等に分つ。上等硯は概して。其形を漢硯に摸擬し。又石材も一樣ならす。中等硯は本邦古より製し來る長形なる日川硯にて。其材は普通粘板岩より成るものとし。下等硯は前に述べし建築石。及砥石材より成るものとす。玆に全國戶數と小學校生徒と諸公衙官衙吏員の用ふる硯を總計し。凡そ現在硯總數一千百〇八萬五千〇〇六箇とし。年々之に補造すへきものを算するに。上等硯の如きは人の之を愛玩保護するより。其の壽極めて長く。多くは之を子孫に傳へ。其事故あつて破損するものに非さるよりは。磨滅すへからす。中等硯もまた其の壽頗る長く。只〻下等硯に至りては。其の質の軟弱なると。使用の粗暴なると。人の之れを貴重せざるが爲めに。毀損するものとを合算せは。一年間其半數を補造せさるへからす。此割合に依れは。年々補造の硯數。及其代價は又左の如し。」上等硯七萬六千百七十七箇。此代價四萬五千七百〇六圓二十錢。中等硯九十一萬二千八百八十八箇。此代價九萬千二百八十八圓八十錢。小硯三萬七千三百八十一箇。此代價千六百六十九圓〇五錢。下等硯二百七十八萬五千九百四十一箇。此代價十六萬七千百五十六圓四十六錢。補造硯總數三百八十一萬二千三百八十七箇。代價總計三十萬五千八百二十圓五十一錢。此計算上に就き考ふれは。硯の內國經濟上に關する少しとせす。故に之を粘板岩に採りて。其發墨の良否筆墨の損耗如何に若まんよりは。寧ろ古代に復して。澄泥硯を製造するの便利に若かさるなり。日用硯の如きは。其實用上一定の形狀あるもの丶みなれは。二三の模型を造らは幾千硯も容易に製するを得へく。一々石材を彫刻するに比すれは。其工費を省き其價値の廉なる。石硯の比にあらさるへし。昔時本邦に於て。粘板岩の用は。啻に硯材砥石の一途あるのみなりしか。開明の今日に及ひては。此石材の功用甚だ廣きに於てをや。元來硯材は其形狀甚だ小なりと雖。其石質良美の部分を撰ふか爲に。原材を消費するを免れす。故に寧ろ硯材は盡く澄泥にて之を製し。硯材に用ふへきもの盡く之を他の需用に供するに至らは。經濟上兩なから得たりと謂ふへし云々」と云へり。凡十年以來小學校の如きは。硯を用ふることを減し。墨壺に入れて實揃く者を用ふれば。此の論の主意稍目的を達するに近しと謂ふべし。右にて硯材上のとを詳かに知らるるなり。

スズリバコ 硯箱は硯筆墨などを入置く文具の一なり。和訓栞に。すゞりばこ硯匣也。栁子厚が詩に見ゆ。武備志に硯箱とも見ゆ。掛子あるは女硯也。掛子なきは男硯なり。また淺硯筥。重硯箱。類聚雜要にみゆ」とあり。上品なるものには。動物。草木。詩。歌等を蒔繪。或ひは彫刻して。優美に造りたるものあり。往昔は硯箱の蓋に食物を入れて。人に送りし事ありしゆゑ。終に硯蓋といふ一種の食器も出來たり。嬉遊笑覽云。源氏蜻蛉の卷に。一の宮の女房。辨のおもとかとをいふ處。うちとけて。手ならひしけるなるべし。硯のふたにすへて。心もとなき花の末々たをりて。もてあそびけり。詞花集。大皇太后宮賀茂のいつきときこえ給ひける時。人々まゐりてよりつかふまつりけるに。硯のはこのふたに。雪をいれて出されたりける。しきかみに書付はへる云々。敷紙するを古き習也。新勅撰集(夏)。白河院御時。うへのをのこ共。きさいの宮の御方に。くたもの申ける。たまふとて。上に花橘を折ておかれたりける。はこのふたかへしまゐらすとて。よみ侍りける。源師賢朝臣云

云。箱のふたは硯筥のふたなるべし。又新拾遺集(十八雜)。花園院。位におはしましける時。十月ばかり持明院殿へ行幸あるへかりけるまへの日。もみちを箱の蓋に入て奉らせ給ける。伏見院御製云々。また貞丈雜記云。古しへは硯箱に物を入て。人にも贈り。又物など入て。人の前へも出したりとぞ。もとより蓋のみ用るは常のこと也。今の世にも硯蓋とて遣ふ物も。そのもとの殘れるなるべし。蜻蛉日記上卷。今はとて出たつ日。わたりて見る。さうぞく。ひとくだりばかり。はかなき物など。硯箱にひとよろひに入て云々。」更級日記に云。ゑもんの命婦とてさふらひたる尋れて。ふみやりたれは。めづらしがりてよろこびて。御前のをおろしたるとて。わざとめでたきさうし。硯のふたに入ておこせたり云々。後拾遺集卷十五雜五。後冷泉院の御時。上東門院に御幸あらんとしけるを。とゞまりてのち。うちより硯の箱のふたに。櫻の枝入て奉らせ給ひける御かへしに。仰ことにてよみはへりける(歌畧)云々。袋草紙卷一云。和歌會次第。嘉保三年三月。內裏御會。初度御製。文臺用二御硯筥蓋一。野行事時用二楊筥一云々」なと見ゆ。去れば硯箱の蓋は中古入物に代用したるなり。故に後世別に起蓋といふもの出來るに至れり。

スズリブタ 硯蓋は。その起り硯箱の條に云へるが如し。近世の硯蓋は硯箱の蓋に似せて作り出せるものなり。嬉遊笑覽に。硯蓋は元祿以後。多く見えたれども。諸國咄(貞享二年版)卷二。時代蒔繪の硯箱の蓋に。秋の野をうつせしが。此中に。御所落雁。煎榧。さま〳〵の菓子つみてとあり。但しいまだ一種の器物に作りしにはあらず。」骨董集に。今の硯蓋と云ふものは。いと近年比造出したるものにや。古き繪に見えず。元祿十七年の印本の繪に。重箱ありて。硯蓋なし。卵子酒(寶永六年作。享保七年板)の繪に。硯蓋ありて重箱も交りてあり。自笑の草紙(寶永七年板)の繪には。硯蓋のみありて。重箱なし。これより後西川祐信がかける印本の繪などをあまた見るに。硯蓋のみありて。重箱はなし。これ等をもておもふに。重箱に肴を盛ことは。元祿の末にすたれて。硯蓋に盛ることは。寶永年中に始りしとおもはる。且硯箱の蓋に菓などを載たる事は。古き記錄或は歌集などに見えたり。山の井(慶安元年印本)卷之五に。新黑谷の花見の事をいへる條に。あやなる硯箱やうの物のふたにくだものいれ。青きひとりに薰ものゝえならぬくゆらせたり云々」と云るも。ふるき物語ぶみの體をうつせるものとおぼゆ。近世好事の者。古人菓を盛たるにもとづきて。硯箱の蓋に肴を盛しが始となりて。つひに一種の器物になりしなるべし。されば硯蓋は式正に用ゆる器にあらず。今民家にて正月屠蘇酒の肴を重箱に盛るは。寶永以前の古風に殘れるなり。三疋猿(支考撰。上梓の年號なし。按るに寶永の比なるべし。著作堂藏本)附合の句「菊の香に菓子とりまぜて硯蓋。閣小」。硯蓋に菓子を盛たる事。近くは此に見えたり。本朝諸士百家記(寶永五年印本)卷之五。云云なんど。とりつくろひての饗應。硯蓋に干菓子うづたかくもりて。結のしふさやかにけはふたるは云々。」こゝにもかくいへり。硯蓋に干菓子を盛しは。古しへ菓を盛しなごりにや。とまれかくまれ肴を盛一種の器物となりしは。寶永以後の事なるべし。今さま〴〵の形に造かへて。硯蓋と稱ふるは。原をうしなへるなり」と云へり。硯蓋には口取肴を盛る也。去れども近ごろは。また宴席に硯蓋を用ふると廢れて。皆皿へ盛切にて。膳にすうることになれり。猶クチトリを參看すべし。

スダレ 簾は。夏の日。家內の見透を塞ぐ屏障具の一なり。卷きあげて下を通行すべきものと。左右に押分けて通行すべきものとあり。共に竹の削り方。又は染めたる竹の組合せ方によりて。文字模樣など現はしたるあり。和名抄に。簾(音廉。須太禮)。編竹帷也。和訓栞に。簀垂の義なり。新撰字鏡に箈又箔をよめり。蜻蛉日記にあげたるすとも見えたり。千載集物の名に。いよすだれ。かやすだれありと見ゆ。【伊豫簾】は細莖の蘆を以て編たり。豫州より出づ。故に此名あり。【青簾】は。歲時記栞草に。青簾。四月青葉の簾。翡翠の簾。藻鹽草。青葉の簾とは。翡翠の簾とて四月朔日新しき簾を掛るなりと云々。一說に。加茂の葵を四月朔日翠簾に掛らるゝ故。青葉の簾といふ云々。青藍云。元祿年間の句に「客は誰乳母か所に青簾」など。いへるたぐひの作例あまたありければ。天子の御簾をのみいふといへる說はなづめり」とあり。又宮殿の簾を【玉簾】と云ふ。玉簾とて眞の玉又は玻瓈にて作れるものに非ず。通常の簾を貴みて唱ふるなりと云へり。また【くだすだれ】の事を武江年表正德五未年の條に。管簾は古來ありしかと。寶物とするはしめは。正德の頃。築地小笠原家の道具持仲右衞門といふ者作り出し。兩國橋東岸山本善兵衞見世にて賣始めしよし。世事談綺にいへり」また【あしすたれ】蘆簾也。字荀子に見ゆ。天子諒闇の時倚廬にしつらはるゝ物なるよし。村上院御記に見えたれば。常には憚る事也。難波などには。常にもよめりといへり。今すたれあしといふものは。葉なりといへり。俗に【よしず】といへり」とあり。其他【繩簾】。【篠簾】等あり。去れども專ら用ふるものは。大抵篠竹を以て編たる物にて。其需用多き事は推て知るべし。

スツポム 泥龜を。スッポンと云は葡萄牙語なりといふ說もあり(言海)。時事新報(明治二十九年八月中)に曰く。すつぽんと云へる名は。和名か漢名か由來

は知らざれども。京都大内裏にては。中古以來まると呼びて。洪御の御料に供せられ。琵琶湖の鯉魚と共に美食家の珍膳たる習慣。今尙ほ止まず。大阪初め五畿一般にて。まるの吸物を出さぬ料理屋は。吉野にて花を見ざると同樣なりと言はしむるとか。左程珍重せらるゝ泥鼈も。古來之を得るの法は。野生を捕獲するに限り。未だ飼育の道なかりしところ。今を去る數十年前。深川の千田新田二十間川の邊りに服部五郎兵衛と云ふ人ありて。屋號を鮒屋と稱し。川魚漁獵と金魚飼育等を營業し來りしが。泥鼈の滋養品にして價の高きと。東京にて其食用將來流行す可き事など或人に聽き。又上方の模樣など人傳に知りしかば。已れが好む金魚飼育の傍に。其飼育を試みんと考ふる中。會〻慶應二年六月の頃。砂村の長州屋敷にて庭內の池魚を拂下げ。其量五百匁の大泥鼈一枚を得たり。五郎兵衛是に於て欣喜雀躍して家に歸り。新に池を掘りて之を放養せしを始めとし。爾來日本橋の魚市場其他各處に到りて。泥鼈の出る都度購求せんとしたれども。其頃の東京即ち江戶は上方地方とことなりて。泥鼈を喰ふもの少なく。僅〻に勞性病の藥料たるに止まりし事なれば。之を得ること容易ならず。足掛け三年目即ち明治元年十月までに。漸く十五枚を買集め得たり。依て庭內に四坪許りの池を掘り。之に放養して其成長經過の模樣を觀察するに。或は池より出てゝ逃出すもあり。又は斃死するもありて。如何にせば其卵を產ましめ。又之を孵化せしむるを得るか。初めの間は雌雄の判別さへ知るもの少き事とて。殆んど五里霧中に當惑したりしも。根氣飽まで强き五郎兵衛は更に之を斷念せず。一枚逃出せば又一枚を買足して大凡五年も飼養する中。明治七年の夏に到り。一枚の泥鼈池の水際にて產卵するを見たれば。手を打て喜び。夫より池を擴張して三十二坪と爲し。中央に中島を築きて。產卵の場と爲せり。然るに此中島には風致を存して人の注目を惹く爲めか。泥鼈更に其上へ揚らず。却て池の周圍に上り產卵するに依り。其中島を廢して。普通の養魚池同樣と爲し。爾後明治九年まで親泥鼈を買足す事三十二枚にして。同年に到り池の周圍なる砂の中に百十九個の卵を產むを認め。夫より三年を經て十一年五月に到り。初めて十七枚の泥鼈を一貫匁八圓の割にて賣出せり。是れ慶應二年より十三年目にして其目的を達したるものなれど。其苦心經營慘憺たるの情筆紙に盡す可からず。最初此事を創意したる五郎兵衛は事業の中途にして身退り。今日の服部倉次郎まで三代の苦心を以て成効したるものなれば。此間の勞苦實に察す可しといふ。

【發賣高と其販路】慶應の初年より今年まで三十有餘年。三代の星霜を經て。服部氏は今や全く養鼈の事業を仕遂げたれば。帝國大學は勿論。遠く歐米より動物學者の態〻尋ね來るもあり。又は書を寄せて其模樣を問合すもあり。我國の大學にても其教授箕作佳吉は。明治十七年中より每歲此養鼈池へ出張して。發生發育の模樣を試驗し。其結果をば英獨の二文に載せて彼地へ送りたれば。彼地の學者間には大に稱贊を博し。又我博覽會にても前後兩度の賞牌を得たるのみならず。米國の萬國博覽會よりも賞狀を得たり。世界爬蟲屬の飼養に先鞭を着けしは服部氏の功と云ふ可し。現今每歲の產額三萬個以上にして。之を市中に發賣するには。東京及び大阪を最とすれども。就中大阪の需用は東京より遙かに多くして。其價も貴く。時々品切を訴ふる時は。電信にて送荷を催促し來る爲め。荷造間に合はぬ事もありとか。然しながら他の魚類と異なり。之を籠に入れ菰に卷くに甚だ手輕なるのみか。途中斃死の患なき爲め。動物商賣中頗る安全なるものなりとあり。

ステゴ　捨子。貧窶に迫り。又は私生兒の處分に窮し。之を墮胎し。壓殺し。又は棄つる者あり。玆に古代より捨兒に就ての刑律處分等の大畧を叙すべし。彈正式云。京畿內百姓棄二病人一事。宜下知令レ加二禁制一。如不二遵改一猶違犯者。五位以上注レ名申送。六位以下不レ論二蔭贖一決二杖一百一。臺及職司知而不レ糺。及條令坊長郡司隣保相隱不レ告。竝與二同罪一。」按するに中世かゝる禁令もありしなるべけれど。諸書所見なし。

徳川幕府に至りて。捨兒の禁令竝に處分法を設く。元祿三午年。捨子制禁之儀に付觸書。捨子致し候事彌御制禁候。養育難成譯有之候はゝ。奉公人者其主人。御料者御代官手代。私領は其村之名主五人組。町方は其所之名主五人組へ其品申出へし。はごくみ於難成は。其所にて養育可仕候。此上捨子仕候はゝ急度曲事たるへき者也。十月。」元祿十五午年。捨子制禁之儀書付（前同文言）。」享保十一午年正月晦日。捨子取扱方。町奉行尋に付。町役人申立書。町中へ捨子有之節。只今迄は早速御番所へ御訴申上養育之上。貰人有之候はゝ可申上旨被仰付。其上相煩候歟。又は相果候得者。御訴申上候に付。彼是六ヶ敷奉存候哉貰人無之。養育貰申候町內へ爲相知。此節も御訴申上候に付。彼是六ヶ敷奉存候哉貰人無之。養育間久敷乳持付置。町內物入等多難儀仕候。向後名主共承屆置。養育入念申付。其內に貰人承合。慥成者に而養育も可仕旨願申者方より證文を取差遣申候上に而。何町誰と申者養子に貰申度由申候に付差遣候段御屆申上候樣に仕。尤貰人方に而相果候共。何方へも屆不申候樣仕候はゝ。能貰人も早速有之。養育之間も少々に而。町中御救に罷成候。」捨子。町中に而養育仕候內に相果候はゝ。此儀前々之通其町々より御

訴可申上候。」右之通に被仰付候而も。捨子滅可申樣には不奉存候得共。町々雖儀薄く罷成申候。滅可申儀者。去年中御尋之節申上候通。非人共方へ少々宛添金仕相渡申候樣被仰付候はゝ。捨子殊之外滅可申樣奉存候。右御尋に付。存寄申上候以上。正月晦日。年番名主共。」享保十九年寅年。捨子貰候者之儀に付書付。捨子を貰。又外之者へ遣候儀彌停止に候。併無據仔細も有之。外之者へ遣し候はゝ。拾歳迄之內は。先達而貰ひ候奉行所。又は貰ひ候其屋敷へ相屆候上。差圖次第可遣候。九月。」天明六午年二月六日。捨子貰請る者の儀に付申渡の趣。町役人請書。永井日向守御預り所。攝州東成郡小平野町壹丁目。帶屋德兵衞借屋半藏門先に捨有之候當歲男子之儀。右家主德兵衞女房乳有之候に付。貰請度段相願候に付差遣候。御屆書之內。又候外へ差遣度子細有之候節は。貰請人と一同願出可請差圖段申渡し候者勿論之儀に御座候得共。拾歲以上に相成候はゝ。不及屆出旨申渡置候由之儀。享保十九年之御觸に。無據子細有之外之ものに遣候はゝ。拾歲迄之內は。先達而貰受候奉行所。又者貰ひ候其屋敷へ相屆候上。差圖次第に可遣旨有之候得共。拾歲以上に相成候はゝ屆に不及とは無之間。以來捨子貰ひ候ものへの申渡者。右御觸之通申渡。拾歲以上に相成候はゝ屆に不及と而不申渡樣相心得可申段。被仰渡奉畏候以上。二月。町役人一統。(以上德川禁令考)。」二三歲迄物ゟく〱不申候捨子。持場に候はゝ勿論。廻り場外にても。彼是申事に候はゝ。何れにも屋敷近き方へ引取。致介抱。御屆可申候。右持場之儀は。檢使之節相分り申候。取上け不申。論事合候はゝ。後日之越度に可成事(變事取計心得)。德川氏の頃。武家の屋敷前にある捨子は。其の屋敷にて養育し。其旨を屆け。貰人ある時は金子を付て之を與ふる制なりし由。」又金子を附貰候子又捨候者。引廻之上獄門。但切〆殺に於ては引廻之上磔。」捨子を隣町へ又捨候儀於及露顯は家主五人組過料。名主江戶拂。但吟味之上。名主五人組家主不存事無紛は無構(寬政百箇條)。

明治新政に至り。更に捨子養育方を布告せられたるは。概略左の如し。棄兒養育米被下方(明治四年六月二十日布告)。從來棄兒救育の儀。所預りの分は養育米被下。貰受人有之分は不被下候處。自今預り貰受に拘らす。棄兒當歲より十五歲迄年々米七斗つゝ被下候間。實意養育可致事。」棄兒養育米被下年限及年齡見定方(明治六年四月二十五日第百三十八號布告)。棄兒養育米の儀。辛未六月中相達候通。十五歲迄年々米七斗宛下渡候處。自今滿十三年を限り被下候條。生年月日見定めの儀は。其所戶長等立合。身體骨格等篤と檢査し。本年第三十六號布告に照し。年齡相定候樣可致事(同年第三百四十號布告を以て但書取消に依り除く)。」棄兒養育米全月未滿端日數の分支給方(明治九年六月十七日。內務。大藏兩省乙第七十五號府縣へ達)。年額月額有之手當金渡方之儀に付ては。明治七年一月第十五號公達の趣も有之候處。棄兒養育米の儀は。來る七月一日より。全月未滿端日數の分は。日割を以て支給可致。此旨相達候事。但病死等の節渡過相成候分は。明治八年四月兩省乙第六十三號達但書の通可相心得事」とあり。以下尙棄兒に關する時々の布達あれとも。事長ければ餘は玆に略し。改定律例及刑法を揭くへし。【改定律例】戶婚律中立嫡違法條例に。第百十二條　凡子女を棄る者は父母養父母を分たず竝に懲役百日。繼父母は一等を加ふ。雇を受け棄る者は懲役九十日。婦女と雖も收贖することを聽さす。」第百十三條　凡財を圖り。人の子女を乞養して。棄る者は懲役十年。婦女と雖も收贖するとを聽さす。殺す者は斬。」第百十四條　凡故さらに墮胎する者は懲役百日。情を知て藥を賣り及び技術を施す者は同罪。婦女と雖も收贖することを聽さす」とあり。又同十三年七月頒布の【刑法】第三百三十六條　八歲に滿たさる幼者を遺棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す」第三百三十七條　八歲に滿たさる幼者又は老疾者を寥閴無人の地に遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す。」第三百三十八條　給料を得て人の寄託を受け保養すへき者前二條の罪を犯したる時は各一等を加ふ」第三百三十九條　幼者老疾者を遺棄し。依て癈疾に致したる者は輕懲役に處し。篤疾に致したる者は重懲役に處し。死に致したる者は有期徒刑に處す。」第三百四十條　自己の所有地又は看守す可き地內に遺棄せられたる幼者老疾者あることを知て之を扶助せす。又は官省に申告せざる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處す。若し疾病に罹り昏倒するものある事を知て扶助せす。又は申告せさる者亦同し」とあり。以上捨子に關する從來の諸記多けれども。煩雜を恐れ姑らく取捨して其大要を擧くるのみ。明治以後棄兒の數大に減したるは。一は警察の周到にも由るなるへし。又府縣により育兒院を建つる者あり。又私立の養育院等ありて、棄兒を育ふの方法備れり。

スノコ　簀子は。いま板敷の如きものを云ふ。和訓栞に。すのこ。三代實錄に簀子と書り。床下にもいひ。また椽をも云へり。山槐記に小簀子と見えたり。簀子の下に橫たふる竹を盜竹といふ。床下に隱れて緊縛せらる、をもて名けり」とあり。貞丈雜記に。簀子といふ事古書にあり。座敷の外に細き板を橫にならべて打たる椽也。板と板との間すきまありて竹簀をあみたる如くなり」と見ゆ。いまは數寄

屋に此簀子を作れども大概は板敷なり。猶家屋の部を參考すべし。

スハウ　周防は。元周芳と稱す。東は安藝に接し。南は海を隔て豐後。伊豫と相對し。西北は石見。長門に界し。玖珂。熊毛。大島。都濃。佐波。吉敷の六郡あり。八代島は周回三十里にして大島郡也。桂島。平群島。長島等其左右に羅列し。長島は室の津の岬前に横はりて。泊舟の地なり。岩國は吉敷郡にあり。殷富の都會にして。其城外に錦帶橋あり。石を疊み木を構て之を作る。奇巧を以て名あり。慶長中。吉川廣家の城地となり。子孫相襲て此地に居住し。以て明治の初年に及へり。山口も又吉敷郡にあり。建久中。大内滿盛周防權介に任せられしより。山口を以て治所となし。子孫數世此地に居住し。義弘に至り反を謀り和泉に戰死す。其孫政弘周防。長門を領し。復た山口に治す。義興。義隆父子相繼き。勢威西土に振ふ。義隆其臣陶晴賢の弑する所となり。大内氏亡ふ。爾後山口は毛利氏の所領たり。岩國は吉川氏の所領たりしか。明治の初年。廢藩置縣の際。兩藩を廢して縣とし。次で之を合して山口縣廳を此に置かれたり。物産の重なるものは緣礬。蠟石。茶。煙草。樟腦。蜂蜜。蠟。鹽。紙。縮布。木綿。海參等なり。

スハヤリ　楚割とは。鮭其他の魚肉を細くそきて。之を鹽干にしたるをいふもの丶如し。和訓栞云。すはやり。本朝式に楚割と書り。すはえはりの義也。えは反。や也。和名抄には魚條をよめり。細枝をいへは楚と同し。今そわりとよむは文字によりて誤れるなり。今いふ刺身細作の如し。鯛楚割。鮫楚割等。式に見えたり。東鑑に鮭楚割を佐々木盛綱か。子息小童をもて賴朝公に奉りし時。かの折敷に自筆を染られて「待えたる人のなさけもずはやりの。わりなく見ゆる心さし哉」。こは遠江國菊川にての事なから。此時盛綱越後を領したるをもてなり。鮭は越後を最上とすとあり。又嬉遊笑覽云。庭訓往來に。鱒楚割。安齋云。そわりと訓は非也。すはやりとよむべし。魚肉を細長く割て鹽干にしたるをいふ。楚は木のすはえなり。すはえの如くほそ長き意也。すはえわりを略してスハヤリといふ。魚を背よりわるといふ說は妄言なり。和名抄云。魚條云々。讀二須波夜利一。本朝式云。楚割云々。條もえだとよむ。楚と同意なり云々。今加賀の産にすち魚といふものあり。鰤の骨を去りて。鹽干にしたるものなり。是即ちすはやり也。すちうをとは條魚を訓るなるべし。古へも初より細かに作りしものにはあらぬなるべし。削り物といふも此類の物をいふなり。正しくはすはえわりなるを。えわの反やとなれば。すはやりといふ。其故に彼歌もすはえわりのわりなくと讀けるなり」とみえたり。楚割のこと鮭の條にも見えたれば宜しく併せ見るへし。

スベラカシ　垂髮。（カミノフウを見よ）

スマゴト　須磨琴。（コトを見よ）

スマフ　相撲は。一種の武技にして。太古より已に其技の行はれたること見えて。古傳に建甕槌神と。建御名方神と力競の事あり。是れ其起原なるへし。後又垂仁天皇の朝。野見宿禰と當麻蹶速と。禁中に於て力を角せしことありしより。遂に相撲の節會を立てられしか。爾後其存廢あり。爰に其本末を畧叙すへし。相撲。垂仁帝時。命二野見宿禰一與二當麻蹶速一角觝。相撲蓋始レ此。天武帝十年七月三日。使下大隅隼人與二阿多隼人一相中撲於殿廷上。（日本書紀）。聖武帝神龜五年勅。如レ聞。諸國郡司部下。有二相撲膂力一者。輙給二王公卿相家一。有レ詔搜索。無二人可一レ進。自レ今後禁レ之。如有二違者一。國司奪二位記一。解二見任一。郡司決レ罰。準レ勅解卻。其求索者。科二違勅罪一。但帳內資人不レ在二此限一（續日本紀）。天平六年七月七日。觀二相撲一。桓武帝延曆十二年七月七日。御二馬埒殿一觀二相撲一。是後爲二恒例一矣。平城嵯峨間。率於二神泉苑一觀レ之。大同四年勅二天下諸國一。進二膂力人一。五年勅。從前進二膂力人一。限二六月二十日一。今後隨レ得隨レ進。勿レ拘二期月一。雖レ非二強力一。而善二相撲一者。亦宜レ進。淳和帝天長三年。以二國忌一改二七日一爲二十六日一。四年任二相撲司一。三位二人。四位八人。五位十四人。七年七月十六日。以二雷火故一。至二二十八日一。相撲司率二相撲一會二冷泉院一。八月右諸衞府獻二相撲輸物一。是後或於二建禮門一。或於二紫宸殿一。仁明帝即位裁勅。相撲節不レ止二娛游一。簡二擇武力一。實在二其中一。宜レ令下越前。加賀。能登。佐渡。上野。下野。甲斐。相模。武藏。上總。下總。安房諸國。搜二求膂力人一貢上之。文德帝天安二年七月二十一日。相撲左右司率二樂人一。於二新成殿前一盛奏二亂聲一。淸和帝貞觀七年。任二左右相撲司一。三位以下五位以上十二人爲二左司一。四位以下五位以上十二人爲二右司一。自レ是後多用二七月下浣一。陽成光孝朝。以二公卿大夫一任二相撲司一者甚衆。不レ遑二殫紀一。十年制。相撲隸二兵部省一。元慶中或於二綾綺殿仁壽殿一觀焉（類聚國史）。其制左右近衞承レ命。遣レ使召二諸國相撲人一。謂二之部領使一。有二三十六日內取。二十八日召合。二十九日拔出及布引等儀一（公事根源。萬葉集。今昔物語。西宮記。北山鈔）。諸國皆競貢二力士一。而如二承和中伴氏長。阿刀根繼一。其最儁者也（三代實錄。小右記。中右記。源平盛衰記）。後三條帝治安三年。太政官以下諸國司貢二相撲一者多懈上。下レ符科責曰。每年諸國貢二相撲白丁二人一。行程期限載在二格條一。頃者國吏不レ畏二憲章一。或闕二點進一。或貢二尫弱一。自レ今以後。宜下加二督厲一。令上レ貢二膂力一。若有二懈者一。不レ得レ與二功課之議一（小右記）。鳥羽帝保安中。停二相撲節一。至二後白河帝保元三年一。藤

原通憲議復レ之(百錬鈔。平治物語)。高倉帝承安四年。以二安房所レ貢相撲人。尫弱不レ中レ用。令下左近衛府下レ牒撰中進有二膂力一者上(吉記)。及二安元中一。相撲節終廢(古今著聞集)。以上日本史兵志を抄す。かくて保元以來節會廢絶したるが。八十二代後鳥羽天皇文治二年に再興し。年々七月を以て行せらるゝも。先例の如くなりき。然るに其後また中絶し。百六代正親町天皇の永祿年中に至り再興せられしも。幾くならず全く廢絶の姿に[illegible]せり。扨【相撲の式】は江家次第に委しけれと。煩擾なれは公事根源を抄すべし云。相撲(江家次第八。仁壽殿東庭相撲とあり。 裏書云。南殿無二出御一之時。於二仁壽殿一有二召合拔出之儀一)。是は諸國の供御人をめし集めて。七月に相撲の節といひて。天子の御覽する事なり。先十六七日のあひだに召仰あり。 上卿勅を奉て。左右の次將に相撲あるべき由をおほせらる。左右の近衛方をわけて。 國々へ使を下して。相撲をめす。是を萬葉にもむことり使と申也。 二十六日に内取といふ事有。主上仁壽殿(江家次第裏書云。大月二十六日。小月二十五日。於二仁壽殿東庭一行レ之。御物忌時於二清涼殿一有レ之。近年申二御物忌一時義云々。内取之習禮也。故左與レ左右與レ右相撲也)に出御なる。左右の相撲人犢鼻褌の上にかりきぬはかまをきて。一どにすまふを取て。勝負あり。二十八日に召合あり。天皇南殿に出御なる。王卿參上す。大將相撲の譽をとり。十七番とりて勝の方亂聲あり。又二十九日に拔出として。相撲をすぐりて御覽ぜらるゝ也。神龜三年に。はしめて諸國よりめしのぼせらる。寛平七年には童

相撲を御覽ありき云々。」また閑田耕筆云。相撲の赤躶になることは。後世の弊風成べしと思ひしに。古き繪卷物の相撲の圖をみれば。皆赤躶也。是に附て。又玉串正視生のかうかへを得たれば左に揭ぐ。西宮記内取條註曰（玉串氏の按。今俗地取と云もの也。左は左と手合し。右は右と手合す）。左相撲犢鼻褌上着二狩衣一。經レ陣向レ幕。右犢鼻褌上着二狩衣袴一入レ幕。近代不二分別一。又江家次第内取條云。左相撲人參入。犢鼻褌上着二狩衣一。差レ劍挿二狩衣前一（中畧）右相撲犢鼻褌上着二狩衣一。開レ紐以二狩衣前一相違夾レ之。裏書曰。延久三年江記云。次相撲人三十人。次第行列（其裝束烏帽狩衣犢鼻褌也）差レ紐狩衣上着レ帶。不レ着二下衣袴一。徒跣。或人曰。大内時左相撲人如レ此。是依レ渡二陣座前一也。右相撲依レ不レ渡二陣前一。開レ紐。狩衣前不レ加レ帶。左右引違夾レ之。今伏座在二右方一。若下左方可上レ用二右體一歟。然而依レ爲二年來例一不レ改也。蒿蹊云。或は袴を着。或は不レ着。或は紐をさし。或は紐を開。帶を加ふると。くはへざるとの差別はあれども。畢竟は躶體に狩衣をつけて參る也。手あはせするときは狩衣をぬぐべし。玉串生又按。榮花物語根合卷（相撲の條）。はだかなる姿どものなみ立ちたるぞ。うとましかりけると見ゆ。古今著聞集には。烏帽子水干袴ながら。重忠の

相撲とりしことみゆれども。是はとみのをにて。取あへぬさまなるべし。只いづれの御前にても。躶にてとる成べしといへるは。實しかるべし。さてまたこれにつきて。すまひの古しへのさま。及び此生のかうかへ等。ちなみに左に擧ぐ。西宮記召合條註。左着二蘁花一。右着二匏花一。取二劍衣等一出。裏書云。天暦七年七月二十八日。於二仁壽殿前一有二内取事一（中畧）。次相撲人三十人立二庭中一（西面）。有二天氣一。上卿仰云。北戸向介。次仰云。罷入（謂）。列而入畢。次始。自二白丁一々取畢（十五番。玉串氏按。北山抄に據るに北向の上に東（西）向介。次仰云の七字あるべき歟）。此時最手額田成連與二腋宇治郡利里一決二勝負一。成連負畢。吏部王記。應和二年八月十六日。有二相撲事一。次相撲（着二犢鼻一。巾二葵花瓠花一）。北山抄内取條云。相撲人進出列二立御前一。大將候二天氣一。仰東向。次仰北向。次仰罷入。次相撲。江家次第云。相撲人等次第進出列二立於庭中一。（傍書曰。自二上臈一出）大將候二天氣一。仰云東戸向介。次仰云北戸向介（傍書云。以上依二御所之體一可レ改レ詞。或有二先南向。次東向之所一）。次仰云。罷入爾（一本爾作レ禮）。次相撲（傍書云。近例自レ上始）。一番（最手與二助手一取。若有二披共可レ決レ之者一。最手獨練退入畢。下畧。玉串氏云。御前へ出。東へ向。北へ向その樣子。今いふ土俵入に似たり）。裏書云。十五番。左右各十五番也。故相撲人。左右各可

スマフ

スマフ

レ爲三三十人一也。助手又云レ脇也。最手拔手。皆近衞府の各補也。相撲人者皆近衞之類也。召合條云。取二圓座一置二幕前二三許丈（一枚置二劍衣一料）。次一番（左先出着二葵華一。取二劍衣一置二北圓座一。進二立櫻樹下一。次右出。着二瓠華一。次次番）。裏書云。葵瓠華造花也。一番右詐負事。長暦元年以後例云々。　蒿蹊按。加茂競馬又凡歌合一番左は必不レ負。若不勝もまた持とすること歌合の例也。玉串氏云。　最手の名目三代實錄四十九。又うつぼ物語俊蔭卷にも見ゆ。今いふ關也。腋手助手も推當れは。拔手は關脇。助手は小結なるべし。又相撲の長とは今の頭取ならん。立合とは今の行事なり。　弓を以て指圖をなす。又結番文といふは。今の番付也。又算刺といふことあり。勝負の數をとるなり。圓座を敷て先矢一筋を立て。それより勝負に從ひて矢をたつ。　其體は鳥羽僧正の畫卷物に見ゆ。此卷物相撲のことを考ろによしあり。　かへ犢鼻の着樣。職人盡歌合相撲人の像。及ひ光長が地獄の圖の羅刹の褌。　佛鬼軍の卷物。或は千本閻魔堂の粉壁の地獄の圖の羅刹の褌を以て。合せ考ふべし。　又玉串氏云。關といふ名目は。近世室町殿物語といふものに。秀次公相撲を見給ふ條に。　こゝに西岡の住人に

つきうすといふ相撲あり。かくれなきすまふとは申せども。さるべき相手なきによりて。よひより一番もとらざりければ。人々出て闘をとれとぞすゝめける。行事きゝて。いそぎいでられよ。遲參は御前へおほそれありと申されれば。是非なく出にけり（下畧）。此詞をもてみれば。今世の如く定たるものとは見えず。終に取をば闘といふにや（蒿蹊云。前の記錄に近例上より始むとも。或は白丁より一々取とも見えて。一定の義なし。秀次公の頃は今世のごとく終りにとるは上手なるべければ。相撲人の中にて首たるものを稱して闘といへるなるべし。古に引合すれば最手に當るなり）。又云。此次に此つきうすが體をいふに。白布を三重にまはして。いかにもつよくしめたりける。さて岩根の介は云々。あかれの下帶二重にまはして。大手をひろげつい立けると有をもてみれば。昔はさしも晴の儀に白布。茜布などにて質朴の儀也。今織物繡物の美をつくすは奢侈の至也と。蒿蹊云。むかしの風流は。右に出たる作り花をさしはさむがごときもの也云々。さて相撲の綸卷物おのが見しうつしには。藤原基光（土佐家の祖）息男阿闍梨。巨勢公持（公望と書るは非也とぞ。金岡の孫金忠の子とかや）等畵所と記せり。さるに同圖を田中訥言生もてるは。土佐光吉（光信の孫光茂の二男剃髮久翌と云）粉本のうつし也といふ。光吉は慶長のころの人なれば。彼古本をもて畵ける成べし。今田中氏の縮圖をこゝに擧。また此圖によりて頭を半剃ことも古きならひ也といふことをさとりぬ。或は太平記大塔の宮の熊野落の所に。村上彦四郎あらあつやと頭巾をとりて。まことの山伏ならぬをしらせける所にて。其前よりの事かといひ。又なほ古き證は。撰集抄に月代の跡あざやか也と見えたりなどいへども。此すまひの圖は其撰集抄よりも時代のぼりて古きものとみゆれは。其のはじめはしられど。いかさまにも搢紳家ならぬ人は。久しきならはしならし（此の圖は閑田耕筆所載を縮寫せし也）。

【勸進相撲】山田伊之助著。新篇相撲大全にいふ。公の相撲節會の外に勸進相撲と云ふことは。足利時代より行はれたり。然れども今の相撲の如く。勸進元の取手（相撲を業とする力士なり）のみにあらで。寄手（飛入の力者）の望みに應じて。勸進元の取手が相手となり。力を闘はしめたれば。世俗に之を寄相撲とは唱へたり。扨て三都勸進相撲の濫觴は。山城千榮寺八幡宮再建に付。下鴨會式の內十日間（正保二年六月）興行したるを。京都勸進相撲の起りとなし。次いで大阪勸進相撲の始りは。南堀江高木屋橋筋立花通（元祿五年）に興行す。江戶は例の明石志賀之助が。四谷鹽町に於て晴天六日間（寬永元年）。寄相撲を興行なしたるを。勸進大相撲の起りなりと云へど。嬉遊笑覽卷の四に「延寶中の畵卷物に。京都四條河原の圖あり。其內に丸山仁太夫の相撲あり。此仁太夫と志賀之助。京都にて上覽相撲あり云々と記し。延寶は寬永より凡四十年程後ちなれば。四谷鹽町の相撲は志賀之助にてはあるまじ。且つ江戶勸進相撲の寬永とあるは。寬文の誤りなるべし。或說には寬永元年東叡山の地堅めとして。勸進相撲の興行ありと云へり。然ど同工事は寬永二年二月より土木の功を興せしとあれば。如何にや。また一說には。寬永九年明石志賀之助と云へる者。四谷に於て勸進寄相撲を興行し。名聲江戶市中に頻りなりければ。之に擬ひて所々に寄相撲を催すもの多く。其場に連なる者は。幕府の旗下及び諸侯の家士等にて。相撲の勝敗より。果には喧嘩爭闘を惹き起すこと屢〻なりき。其頃御徒頭鈴木某の組下なる者。或日飯田町の寄相撲にて。相撲のことより喧嘩を起し數人を傷め。其他御書院番の士なにがしと御小姓組の番士秋山それがしと。麴町の寄相撲より遺恨を生じ。遂に殿中に於て爭闘の上。殺傷なしたるが如きことありて。風紀紊亂を來せるより。幕府は令を下して相撲を嚴禁したり。其當時の觸書に曰く。「一。勸進相撲とらせ申間敷事」。これは慶安元年二月二十八日日記の町觸にて。其

後の力士等は諸侯の邸へ召れ。御慰みの相撲に止まり居りし處。新たに建立ある淺草三十三間堂地堅の爲め。晴天六日間の勸進相撲興行を願出でたるが。寄手(飛入の者)を禁じて認可とはなりたり。幕府よりは殊更に御目附役多賀某の組下を派し。現場に警戒を加へたれば。單に相撲は取手のみにて。寄手は一人も混らず。靜肅を旨として興行しつゝありしが。再び私に寄相撲を催す者有ければ。寛文元年十二月二十六日の諸見物事法度内に。「一勸進相撲。前々より町中にて御法度候間。彌其旨相心得。町中にて爲致申間敷候」と。一時全滅したる勸進相撲。元祿二年に至り。三十三間堂が淺草より深川へ移轉するに際し。同所地堅として勸進相撲の認可を得たり。夫より深川三十三間堂を。勸進相撲の興行場所に定めたるも。其後明和三年の暴風に。三十三間堂は大破なし。暫く諸人の出入を禁じたれば。興行を他の神社の境内へ轉じたりと云へど。安永三年の大相撲番附に。深川八幡宮境内興行とあるを見れば。恐らくは三十三間堂と云へど。富ヶ岡と接近して居る場所なれば。深川八幡境内にて勸進相撲を。其以前より興行せしものにや。尙識者の考證を俟んのみ。其他各所の神社佛閣にて興行せしと云ふは。深川八幡御旅所(御船藏前)。芝神明。淺草御藏前八幡。神田明神。茅場町藥師地內。深川元町神明。淺草觀世音。西久保八幡。麴町心法院。芝切通し青松寺。芝愛宕山圓福寺。湯島天神。麴町平河天神等の境內にて。また本所回向院境內に於ての大相撲興行は。天明元年の冬場所より始りたれど。今日の樣に春秋の二季ならず。片場所は他の神社佛閣に興行し。文政十年の冬場所より。全く大場所興行を回向院境內と決定したるか如く。相撲起題に見え。又曳尾庵の我衣には。勸進大相撲興行は晴天八日なりしも。安永七年三月二十八日初日なる深川八幡境內の大相撲より。晴天十日に改めたる趣きをのせ。嬉遊笑覽には。近年は秋角力なく。寒中興行。これも近年雨降り續くよりかくなれりと記せり」と。勸進にあらすとも。今は興行主を勸進元と呼へり。本場所。花相撲とも。興行ある日の前日は。市中を大鼓を打ちて回り。時々立止りて取組番組を披露す。當日は早天より櫓にて大鼓を打つ。其の音天下泰平と打つと云へり。但し德川の頃の例に。相撲興行同時に。能勸進あれは。大鼓を打つことなく。相撲は勸進能の木戶の世話なとに行く例なり。能の方にては大鼓を相撲に貸し。櫓を劇場に貸し置くものなれは。勸進能の時は劇場の櫓に幕を張るを禁ずとぞ。大鼓を回すことは寛文中より始ると云ふ。嬉遊笑覽に勸進相撲の事しるしたるうちに曰ふ。「延寶年間板行の一枚繪に。志賀之助相撲の體あり。行司は木村喜左衞門。其外相撲取かこ之助。大竹なと名をしるしたり。惜むへし紙やぶれて志賀之助と取組たる角力者缺たり。此內大竹とあるは。角力大全に。古人を擧たる中に。丸龜衆とありて。大竹彌五太夫の名あり。是にやあらん。又延寶中の畫卷物に。京都四條河原の圖あり。其內に丸山仁太夫かすまふあり。此仁太夫と志賀之助京都にて上覽相撲ありと云り。其時夢の市郞兵衞といふ男達を志賀之助伴ひ行たりしは。喧嘩あらんことを恐てなり。志賀之助仁太夫に勝て。けんくわもなく。事故無りしは。市郞兵衞か功なりと。俠客傳にいへり。大阪は元祿五年袋屋伊右衞門と云ふもの。南堀江高木屋橋筋立花通にて興行すと云り。され共神事なとには昔より何方にも絕すありしなり。職人盡(甘露寺また鶴岡等也)歌合に見えたるすまひ人みな是を業としたるもの也。やゝ古くも京都に勸進相撲ありしと。義殘後覺(文祿五年に出たる書也)。京伏見繁昌せしかは。諸國より名譽の相撲とも到來しける程に。內野七本松にて勸進相撲を張行す。勸進本の取手には。立石。伏石。荒波。岩崎。反橋。藤瘤。玉葛。黑雲。追風。筋金。貫木抔を初として。都合三十人許ありけり。寄手には京邊五畿內。扨は諸國より集て捕けれとも。流石に勸進相撲を取程の者なれは。何にても取勝けり。寄手の人々には口惜き哉。如何なる人もあらば求めて取合せ度こそ存ずれ抔議してある處。或日立石闘にて出る時。行司申けるは。御芝居に相撲は盡申候哉。若御望の方御座候はゞ。只今御出候へ。左あらずは名乘申候とよばゝりければ。出むといふ人一人もなし。かゝる處に鼠戶より。暫く相撲を待給へ。御望の方御座候と申程に。行司其儀ならは早く御出候へと申ければ。出にけり。人々何たるいかめしき男ならんと見る所に。年の頃二十許なる比丘尼なり。行司。こは異なる人ぞと申ければ。比丘尼申けるは。さん候。我は熊野邊の者にて候が。常に若き殿原達の相撲を取せ給を見及候に因て。人人取せ給ふが浦山しさに參りて候。似合ぬ事にて。歷々の殿原達竝居させ給へば。恥敷こそ候へと申ければ。芝居中是を聞て。如何樣聞も及はぬ不思議かな。急き合せ給へといひければ。立石申けるは。かやうの微弱なる者は。十人も二十人も一つまみ宛にすべきに。爭か某おとなげなくも取べきぞ。若小相撲の候はんに。合せ給へと云ければ。比丘尼聞ていや〳〵取程ならは。勸進本にて上相撲を出し給へ。左なくば取まじくと申す。見物の貴賤是を聞て。誠に面白し。立石取れと一同に所望しければ。力なく取にける。扨比丘尼は帷子を脫て出けるをみれば。縞かるさんをぞ着たりける。行司相撲を合する時。立石大手をひろげてやつと云て構へければ。比丘尼樋と入て仰に突倒しける。芝居中是をみて恍惚果てぞ褒たりける。立石口

スマフ
スマフ

惜く思ひ。なめ過て負けると思へば。今度は小體に構へてかゝる處に。比丘尼樋と寄ければ。立石弓手のかひなを取て三振ばかり振ければ。比丘尼は後膈の追とりを取て俯さまにぞ投たりける。芝居中は時の聲を作て笑ひけるほどに。少時は鳴も止ざりけり。其よりも伏石。貫木。荒波など出て取れども。後は次第に比丘尼が投口は電光の如くに。如何に取やらん目にも見えず。手にもためず取たりける。斯て相撲はこの比丘尼に關をとられければ。芝居は則退散す。其より又伏見にて勸進相撲ありけるに。又この比丘尼出て取ふせけり。醍醐。大阪など迄も行て。世に勝れたる大相撲といへば。ひろひける程に。世の人是は唯ものに有まじと恐れ慄き。奇代の事とさたしけりとあり。怪談ながら。是をみれば。勸進相撲いつくにもありしなり。此昔物語のさま見るが如し。」遺老物語。永祿已來出來始し事。種々ある中に。相撲取はやるをと見えたり。」そゝろ物語。もとよし原のさまをいへる處に。勸進舞。蛛舞。獅子舞。すまふ。淨るり。」色音論。爾宜町にさこんがかぶきまひ。すまふとあるは。慶長より寛永頃のをなり。また延寶ころの一枚繪に。志賀之助相撲の圖あり(行司は木村喜左衞門すまひ人はかこ之助。大竹などあり。めぐりに幕を張り。上の方さじき男女見物の體)。勸進とて。佛寺などの建立。修覆の爲に。興行するのみにあらず。そのかみは寄を勸むるをもて勸進といふなり。大全などには彼勸化の爲にするをのみ勸進と心得たるにや。それ故千栗寺鎭守八滿宮再建の時を勸進相撲のはしめといへるなるべし。

【三役】古は最手。占手左右あり。みな免田を賜ふて勅許なり。それ故最手。脇なとに昇進しぬる相撲は。公家猶たやすく雌雄を決せられざる事。古事談。十訓抄等に記したり。其後公にめさるゝをやみては。剛强の相撲ありても。廣く諸國の者と其力をためすをもたやすからず。最手其外の位も私に定むへきやうなければ。その事絶たる也。著聞集に長居といふ相撲。畠山重忠と取て。肩骨を碎かれたる事をいふ處。長居は東八ヶ國うちすぐりたる大力とあり。今東西と分つは。かやうにうちすぐりたるの義なり。前に引たる文祿古記に關を名乘といへる處をみるに。勸進もとより定めて出るにあらず。合手なき時名乘なり。これは昔武士の取たる時も。一度出て勝たる者。負るまでは相手をかへて取しを也。曾我物語など見るべし。勸進もその定めにひとし。日本相撲かゞみ(正德壬辰秋。洛陽處士著)。すまふは。其かみ大内にて諸國の供御人をめしあつめ。七月にすまふの節といひて。仁壽殿の東庭にてめし合せて御覽あり。供御人とはすまふを役として仕へ奉る諸國の防人なり。この故に今にすまふの長を關といひならはせりと。此說通せず。相撲を奉仕する人。みな防人なれば。其長たる人のみ關とはいふ可らず。その上日本紀。萬葉集等防人をさきもりとあり。崎護の義なるへし。海國の邊寨をも守らしむるなり。故に島守とも云り。後世關といふは其義にはあらず。關門の義にて。これを越るものなきをいふなり。相撲大全に。上古朝廷にて行はせ給ふ時は。關。關脇。小結とも二人づゝ是を撰み給ふ。勸進相撲になりても。二人づゝありしなり。千栗寺より二度め。元祿十三年庚辰六月。糺の東高野川原赤の宮にてのすまふ組を記すに。寄方にも各二人づつ。勸進方にも各二人宛あり。三度め。正德六年には一人宛になりたり。其已前二人づゝの時表裏になすらへ。第一を關といひ。第二に列するを裏關と稱しける。立派は古今相違すれども。此裏關の稱號は。今にも斯道熟達の人々は聞傳へられける云々と云るは覺束なし。先古へ關。小結等の稱はなく。二人づゝ撰まれしといへるも。明證なし(思ふに。古は左右に同位の最手ありしには有べからず。最手占手は一人なるべし)。彼高野川原にての時は。いかなる故にかあらん。正しからぬをにて。不便利なれば。次のたび正德には今の定めの如くなりしをとしらる。又裏關など稱するをもあるまじきをにや。これは古への占手をうら關と心得たる誤ならむ。關脇は古へも腋といへり。西宮記の相撲の條。最手額田成連典腋宇治部利里決勝負とあり。最手といふをは。三代實錄より見えたり。又西宮記。江家次第などに助手とあるも。腋のをかと玉勝間にいへり。今は相撲の等級を幕の內。二段目。三段目以下といひ。下等の者を俗に褌擔ぎ又は取的と云ふ。第一を大關。第二を關脇。次を小結。次を前頭とす。二段目の最初に位する前頭を俗に貧乏神と云ふ。大關の最も强き者は橫綱と稱す。橫綱を許さるゝを以てなり。本塲所の競技ごとに。勝敗を考へ。番附を改訂す。三役の古き者を張出しの大關。關脇。又は小結となし。番附面客員の位置に署す。三役の力量衰へて。前頭以下に降等せる者は大抵廢業し。又は年寄の株を買ふて年寄(即ち今の檢查役)となるなり。明治の今に至るまで。力士社會の法。最下等の相撲は親方の家の飯焚き水汲等の役を勤め。引詰めの髷に結ふ。常に跣足にて地上を歩行し。廣袖の衣を着す。少し上りて留袖の衣を着し。草履を穿く。二段目位に至りて。木綿の羽織を衣。下駄を穿く。二段目善き位置になりて絹の衣と羽織を着す。古は刀を差せしなり。弟子は親方より衣食を給せられ。收入は皆親方の所得となり。其の內若干を小遣として給せらる。興行主は親方と契約して。晴雨に拘らす。何日間何程にて買切り。親方は之を收入す。其の代りに興行な

き折も。弟子を養ふ義務あるなり（下項參看）。【大名相撲を抱へる事】番附に力士の名の上に國名。地名を記すこと。明治以後は相撲の出生の地を記せど。維新頃までは之を扶持する大名の領地を記せり。大名は力士を士分に準じ。五人扶持位を給したり。大家にて相撲を扶持する事。承應。明暦の頃は廢れて。寶永正德の頃流行りしなるべしと嬉遊笑覽にあり。文政の頃。二軒の大名。競ふて甲は東方の力士悉皆。乙は西方の力士をお抱となせし事あり。其一方に負の込む時は。行司の判を不當なりとし。明日より力士一統出さすなと云ふ大名あり。勸進元大に困みしとぞ。【弓取り】後撰夷曲集「名乘ぬるは弓取なれや。勝方の關の相撲をうつほ付にて。旦保」とあり。勸進相撲又は上覽相撲最後の日。最も勝多かりし相撲は土俵に出でゝ弓を振ふ。其法式あり。一說に元龜元年二月二十五日。右大臣織田信長公。江州安土に於て築城竣功の祝賀として。多く諸國の力士を集め。常樂寺に於て相撲上覽ありしが。其時の大關としては。宮居眼右衞門。二番目は遠正寺源七（？）。三番目は白西寺大鹿（？）。右の三人を元方として近江國中へ高札を立て。右のものに勝ちたるものへは五百石の扶持宛行はるべき旨を示されたり。此時場所の西方より入來るものを西の方とし。東方より入來るものを東の方とす。是相撲東西の始めなり。さて此の高札に基いて吾も〳〵と進み出て。玆を晴れと相撲ひたりけるが。日本無雙の宮居眼右衞門なれば。何れ一番にても後れを取らざりけれバ。御大將織田右府御機嫌の餘り褒美として。島田喜內と銘打たる御用ひの弓一張（重藤の弓）を賜はり。弦は遠正寺源七へ。一對の矢は白西寺大鹿へ賜はりたり。是れ後世三役の始めなりと見えたり。【横綱】新篇相撲大全に。古今の沿革を說きて要を得たれば左に抄出すべし。勸進相撲開けてより今日まで横綱及大關の名は。我か社出版の人名辭書に載せたれば省く。又【横綱力士の免許證】は。吉田追風より授與するを以て古例とす。然れど明治以後。野見宿禰の後裔たる五條子爵家よりも授與せしことあり。今の小錦の横綱は吉田家より授けし正式のものなりと云へり。また昔し谷風。小野川へ吉田家より授けたる横綱免許の寫しは左の如し。

> 免　許
>
> 一横綱之事
>
> 右者谷風梶之助依相撲之位令授與畢以來片屋入之節迄相用可申候仍如件
>
> 寛政元酉年十一月十九日
>
> 本朝相撲之司御行事十九代
>
> 吉　田　追　風判
>
> 朱　印

> 證　狀
>
> 當時久留米御抱
>
> 小　野　川　喜　三　郎
>
> 右小野川喜三郎今度相撲力士故實門弟召加候仍證狀如件
>
> 寛政元年酉十一月十九日
>
> 本朝相撲之司御行事十九代
>
> 吉　田　追　風判
>
> 朱　印

其他伊勢神宮廳より認可となり。其土地限りの横綱もある由にて。目下（明治三十四年）大阪にては八陣調五郎。西京にては大碇紋太郎等も。横綱の位置をば保ち居れり。【幕の內力士】此名稱の起りは。慶長年中其場所は定かならざるも。德川家康が相撲觀覽の催しありたる際に。重立たる力士は幔幕の內へ入り。圓座御免にて控へ居り。また下輩の力士等は。孰れも幕の外に扣へ居たれば。此より後に至り。何時か幕の內。幕外の稱は起れりと云るが如何にや。尙考へを要せり。【十兩取力士】二番目筆頭（俗に貧乏神）より十枚目迄を。東西ともに關取分と云へり。此關取分乃ち十兩取力士の位置を占得るには。舊時は序の口より取り上げて。給金十兩以上にあらざれば。關取分には加えざりしが。現今は成績次第にて累進し。有明の如きは給金僅に八圓七十五錢なれど既に十兩力士の列にあり。然ど是等の力士が一朝好成績にて。次の場所より幕の內へ榮進するにも。其實交際費及衣服の調度に差支へを釀せば。相撲協會にては之を許さぬ內規を設け。萬一成績十分にして。幕の內へ昇せる場合には。特に規定外に增給する事あり。此例を作りしは明治十七年頃。大阪より荒石。八幡山。京都より嵐山が來りて。東京大相撲組へ加盟したるが。孰れも京阪地方にて腕利きの力士なれば。相撲協會に於ては。特別を以て給金に拘はらず

幕下十枚。即ち關取分に附出したるより。東京組の幕下力士一同は激昂し。同盟罷業を企て。草鞋穿きにて一同脫走せんとしたるを。年寄高砂浦五郎が扱ひ。「爾後給金十兩に至らざるものと雖も。成績よろしき者は幕下十枚に加ふ」云々の條件にて辛くも治まり。之が力士規定外增給の原因となれり。【幕下相撲の種々】關取分は既に說き盡したれば。其他幕下相撲の等級を記さんに。二段目。三段目は讀んで文字の如く。序の二段(番附四段目の欄)。序の口(番附五段目の欄)。「此外中前角力東西に御座候」と。番附尻に記してあるが。是等を指して相撲社會にては單に若い者と稱へ。若い者等に三種ありて。前相撲より間中。本中の名稱を存し。東西に御座候連にては。本中相撲を上席となし。而して本中相撲が本場所に於て連勝の結果。星(勝を得たる印)を得て後序の口へ昇り。始めて相撲協會より一圓の給金を得る(俗に相撲道にては素といふ。給金が素の一圓の謂れなり)。是等を稱して出世相撲と唱へ。場所中に檢查役の眼識に依りて登庸され。次場所の興行より。公然番附面へ自己の名乘を登せられ。始めて序の口力士の榮を得る次第なれば。其間の修行は辛苦慘憺たり。然れども往昔は却つて序の口へ昇るを嫌ひたる皮肉力士もありしと云ふが。其次第は本中相撲には云ふべからざる權力を有しつゝありて。先づ場所中は締込み(稽古廻し)に身を堅めて花道に控へ。見物人の雜鬧を警戒し。寺社奉行の巡視の際には。裸體のまゝ兩國の橋詰を堅め。また大關たりとも規律に反けば之を詰問し。相撲社會の目附役の任を擔ひたれば。怨じに序の口へ登るよりも。寧ろ本中相撲に在るを愉快と思ひ居るもの多く。當時の話に大關綾瀨川山左衞門が。深川八幡境內の花相撲の際。友禪縮緬の襦袢一枚にて。力士溜りへ入りしを本中相撲が認め。大關として規律を破りたるは。以の外の不體裁なりと。苦情を筆頭まで持出したるに。筆頭等も其處分に困じ「以來は大關たりとも。襦袢一枚にて溜りへ入るを禁ず」との條件を設けて辛くも事落着に及びたりと云へり。然れば本中。間中。前相撲の規律は殊更に嚴しく。現今の如く兄弟子の前にて煙草を喫し。前相撲まで駒下駄穿きにて。場所近傍を徘徊する樣な不體裁は元よりなく。朝も齒磨の替りに鹽を使ひ。穿物は麻裏草履のみにして。煙草は殊更に嚴禁なり。關取力士たりとも觸太鼓の廻ると倶に。悉く下駄を穿つことを禁じ。尙大關より二段目までは雪踏。三段目以下は孰れも麻裏草履を穿ち。帶は貝の口に結びて。腰には脇差を帶するを常となせり。然れば場所入りも威儀いかめしかりしと云ふ。三段目以下は脇差の代りに木刀を用ふるが。此木刀のなき者は。薪雜棒を手拭に包みて用ひたり。斯くする謂れは無腰の力士には。會所に於て焚出しの食事を與へざるの規律を設けてある故なり。扨て舊力士社會の規律正しきは。今更ら記すも管ながら。原庭の玉垣。元町の伊勢の海(孰れも先代)等の稽古場が全盛なりし頃には。合部屋の力士へ關取が稽古をなすにも。新弟子等が順序を履まず。又は稽古場の土俵外にて。勝手に相撲ふ(俗にヤマと通言す)とあれば譴責し。尙用ひざる時には破門せし程なりとぞ。未だ其頃には。彼等社會の規律として。結髮まで夫々に定りありて。相撲銀杏と云へる髷及褪落しは。三段目以上の力士ならでは結ふ事ならず。其他は一般に栗髷(前相撲等が結び居れり)なるが。玆に特待の權力を有したる本中力士にのみは。本中髷とて。前髮より毛筋を割り。劇場の俳優等が相撲に扮する際の假髮に似て。一寸勇ましきものなりとぞ。

【給料と條件】今の制。本中相撲より一躍して番附面へ名乘を記さるゝと同時に。給料として一圓を得。夫より漸次の働き振によつて。增給するものなれば。相撲協會にては力士に對する數條件を。申合規約の中にも組入れたり。其規約の要件を摘まんに。第二十四條。角觝取の給金增額は勝越星を以て左の通り定むべし。〇一番勝越。金二十五錢增〇二番勝越。金五十錢增〇三番勝越。金一圓增〇四番勝越。金一圓五十錢增〇五番勝越。金二圓增〇六番勝越。金二圓五十錢增〇七番勝越。金三圓增〇八番勝越。金三圓五十錢增〇九番勝越。金四圓增。」第二十五條。取締及檢查役の目鏡を以て勝星を三等に別ち。一等と見做したるものは。前條の外尙給金を增加することあるへし。」第二十六條。番附調製の時も亦取締及檢查役の目鏡を以て。勝星を三等に別ち。協議の上多數の意見によりて其位置を上下するものとす。」第二十七條。關取の給金は四十五圓迄を限りとす。」第二十八條。幕の內角觝取にして九日間全勤したる者は。勝負に拘らず一場所每に金五十錢を給し。其番附面も取締檢查役の目鏡を以て適宜取計ふことあるへし。」第二十九條。大關にして。二期大角觝興行の際病氣と稱し不勤する時は。一と場所は席順を其儘に存し。次場所より席順を一枚宛降下するものとす。」第三十條。角觝取にして二期大角觝興行中病氣と稱し。不勤する時。關脇以下幕の內角觝取は一枚乃至五枚。幕下十枚目迄は一枚乃至七枚。十枚目以下は一枚乃至十二枚席順を降下し。且興行中病氣の爲め中途より缺勤するものは。假令勝越あるとも席順を降下す。但し眞正の病氣なれは取締檢查役の目鏡を以て特に酌量すと雖も。缺勤二た場所を越ゆる時は。取締檢查役協議の上規約以外に席順を降下す。」第三十一條。角觝取上下を論せす大角觝興行中取組を爲

スマフ

したる場合に勝負を決せず。引分となりたる時は。雙方一番宛の負星と定む。但取締檢査役の目鏡により正當の所爲と認めたる時は此限にあらず。」前章の引分に付き協會の規約によれば。雙方負星の中へ數へらるゝも。但し書の中にある「取締檢査役の目鏡に依り云々」を利用し。却て雙方へ勝星半分宛を與へ。其他勝負預りに二種ありて。場所預りは勝者へ勝星を與へ。丸預りは勝星を互に半分づゝ得るなり。同則第三十二條。二期大角觝興行の際。幕の內及幕下二十枚目迄の角觝取にして。土俵入を缺く時は。幕の內は給金一圓。其の他は給金五十錢を減額するものとす。」第三十三條。幕の內幕下出世角觝に對し。二番位の勝星あるも。時宜に依り段下けするとあるべし。」第三十四條。幕の內幕下三段目以上二段目の者は段下げ每に各給金の一割を減するものとす。但し他日舊席に復したる時は。給金も又從前の通り給與すべし。」第三十五條。角觝取上下を論せず。一と場所缺勤したるもの。又は其の師匠を離れ他の組と營業をなしたる者は。其給金を半減し。回向院大角觝二た場所を經過したる後。元給金に復するものとす。但し實際病氣にて療養の爲め病院又は其師匠の家等に居りたる事を。取締及び檢査役に於て慥に認めたる時は。協議の上適宜取計ふ事あるへし。」第三十六條。角觝取にして一旦廢業したる者。再び組合に加入せんとするものある時も。亦給金を半額に減ずるものとす。但し徵兵合格にて廢業せし者は此限にあらす。」第三十七條。角觝取にして大場所興行中病氣を申立不勤したる者。入場して棧敷廻りを爲し。又は客の招きに應じ酒店へ立入者は。勝越すとも給金增額の儀は勝星の半額の事。」また【出世相撲】。【附出し相撲】。【師弟の關係】に就ては曰く。第四十七條。角觝取番附外より勤むる者出世日は。四日目。七日目。十日目と定め。勝星を取調。東西に拘らず。取締及檢査役の目鏡を以て出世せしむべし。四日目に出世の者は直に上の口にて角觝取組ませるものとす。第四十八條。京阪竝に東京附出の者は。勝負檢査の上給金竝に番附の位置を定むるものとす。」第四十九條。京阪は勿論新に角觝修業に來る者。年寄內にて師弟の確證取置く者は。誰方へ便るとも。其證ある方へ引取べし。口約等の者は假令證人之あるとも。本人の志願に任せ。決して故障なす可らず。」第五十條。師弟の間給金を定むる左の如し。幕の內。幕下關取竝に行司にして家族を持ち別居したる者は。給金高の八分を渡すべし。幕の內。幕下三段目角觝取及行司にして。師匠の部屋に住居する者は。幕の內は六分。幕下以下は五分を渡すべし。幕下三段目角觝取及行司にして。特に師匠の許を得て家族を擧げ別居したる者は七分を渡すべし。三圓以下の給金取は給金の配當を爲さず。別に師匠より旅行小遣を渡すべし。但二期大角觝興行の給金は悉皆師匠の所得とすべしと雖も。師弟の間特約を結び苦情なきものは此の限にあらず。」【行司役の事】司行事の祖先は志賀清林に始り。降りて文治二年相撲節會の再興の砌り。相撲司志賀家を尋られしに。木曾義仲の臣にて。越前國の住人吉田豐後守家繼は。曾て志賀家の故實を傳ふるの趣き。叡聞に達しければ。朝廷へ召し。五位の官を授け。名を追風と賜はり。木劍及び獅子王の團扇を拜受して。相撲節會の式を勤め。夫れより世々相撲司御行事役を繼續し。今代(二十三世)吉田善門まで血統連綿たり。また吉田家の略歷を記さんに。後鳥羽天皇の文治二年相撲節會御再興の折り。木曾義仲の臣たりし吉田豐後守家繼は。志賀家より相撲故實の傳を受けたる者にて。行司の任命とともに從五位に敍し。名を追風と賜ひ。獅子王の唐團扇及び木劍等をも賜はり。相撲司御行事の家と定め置かるべき旨。勅命を蒙れり。是れ吉田追風の先祖にして。子孫相繼で豐後守追風と稱し。相撲節會の時は。必らず其御行司役を勤め。また諸國に興行する相撲の儀式は。總て吉田氏の故實に據る事猶往時の志賀家に於けるが如し。夫れより幾多の星霜を經て。永祿年中に至り。京洛中に相撲の技專ら行はれしかど。儀式紊れて。勝負の決斷明かならざりしかば。十三代目の吉田追風。其弊を改めて舊式に因らしめたり。正親町天皇の御代に。相撲節會を御再興ありし時。先祖の如く御行司役を勤め。其後元龜年中。二條關白殿追風を招ぎ。相撲の儀式を問ひ。一味淸風の四字を自書したる軍配扇を賜り。其他近衞家よりも。烏帽子。狩衣等を賜はりたり。降りて天正年中。織田信長追風を招ぎ。武家相撲の式を定め。其行司役となし。豐臣秀吉もまた屢〻追風を招ぎて。相撲の行司役を命じ。軍配等を與へたるが。徳川の幕府を開くに及び。家康自ら追風を江戶に招ぎて。將軍上覽相撲の式を定めたり。十五代の追風に至り。朝廷の相撲節會中絕せしを以て。武家奉公を願ひ出で。朝廷の勅許を得て。萬治元年より肥後熊本の細川家に仕へ。是より世々細川家の家臣となれり。然れとも相撲の行司役たること舊の如く。十九代の追風。寬政三年。將軍家齊が吹上御庭に於て。相撲上覽の節に行司役を勤め。白銀を賜はり。同六年濱御殿に於て行れし相撲にも。例の如く行司を勤めたり。而して吉田家十五代以後は。世々通稱を善右衞門と呼び。今の二十三代追風に至り。善門と稱を改めたり。因みに記す。後鳥羽天皇。正親町天皇より。往時賜はりし物。及び二條。近衞の兩家より與へられし物品等。今に吉田家には秘藏なしつゝありと云へり。相撲の儀式を世々繼續して。行司竝に力士等へ授與

スマフ

する所の總ての免許は。同家より出しけるものなれば。吉田家に就て門下となり。司行事を勤めたる者。古今より數多ありけるとぞ。其門下なる八代目木村庄之助より。文政度に其筋へ「相撲司行事家傳」として書上たる。內行司免狀の一節を載せんに。

一永代寺門前仲町書上

忠兵衞店相撲行司　木村庄之助

右先祖は眞田伊豆守樣御家來にて中立羽左衞門と申。年月不知。御暇を願浪人致し。寬永年中寺院宮地造營の爲御屋敷樣方より力士相賴み。勸進寄相撲と申を始め。右奉加を以て堂宮造立致し候儀に有之。右中立羽左衞門より三代目に至り木村庄之助と姓名を相改め。五代目庄之助儀寬延二巳年八月中。肥後國熊本に吉田豐後守家繼の孫有之由承り。右吉田家は細川越中守樣御家來にて。其頃吉田善左衞門と申。職業にては追風と名乘。祿三百石の由。元來舊家にて。往古乍恐後鳥羽院樣相撲御節會の節。本朝相撲司御行事と蒙勅命候家柄に付き。庄之助罷越御規式御法傳を受門弟入致候處。門弟の內四人を南は日高北は水本西は金田。右三人の名前不知。東は木村と四姓に分られ。日高金田は斷絕致し。水本は南部大膳大夫樣御家來に。當時子孫有之長瀨越後と申。右領分に相撲興行有之節は行司相勤め。他國へは一切出不申候故。庄之助儀吉田家にて高弟に相成。日本相撲行司目附と定められ。右目附の譯は以後御節會相撲の節。東三十三ヶ國力士どもを召連れ上京仕り。行司相勤め候樣に吉田家より申渡され。西三十三ヶ國は。同家にて。力士ども召連れ相勤め。且又三代目庄之助木村と名乘り候は。幸ひ東は春にて木を形取り。末々まで木村と名乘べき旨申渡され。五代目庄之助より代替の節は吉田家へ神文致し。且免狀。其時々相渡され候仕來りに仕り。祖先中立羽左衞門より當庄之助迄九代目に有之。則ち庄之助へ免許狀の寫左の通り。「免許狀　無事之唐國幷紅緒方屋之內上草履之事免可有之候。受用後仍免許如件。寬延二年巳八月。本朝相撲司御行事。十六代　吉田追風印。江府　木村庄之助どの」其他現今十六代目迄の家系。及び代替り每に得たる免許狀の寫し等は。事繁き故暫く省きぬ。また式守家の祖先は。木村家三世中立庄之助の弟子にして式守五太夫と呼ぶ。始め力士伊勢の海五太夫の弟子となり。相撲たりしが。後相撲の古實に通ぜしを以て。前記中立に從ひ行司役となり。程經て肥後に赴き。十六世吉田追風に謁し木村家と共に其職を盡すべきの免許を受け。六代より當代まで。熨斗目麻上下と倶に上草履を許され。現今にても庄之助に次ぐ立行司役たり。其家系を記せば。

木村家三代
中立庄之助正智——
初代 式守五太夫 伊豆賀茂郡の產
二代 伊之助英勝 初見藏
三代 同義政 初卯之助
四代 同義次 初與太夫
五代 同長義 初勘太夫
六代 同長勝 初宗助 後鬼一郎
七代 同與弘 初與之助後勘太夫又鬼一郎
八代 同曉晴 初與太夫烏帽子素袍を許さる
九代 伊之助 初與太夫

【行司の等級】行司役の等級は力士同樣なるが。之を區別するに。其使用する團扇の總を以て分てり。最初の前。中。序の口。序二段。三段目。幕下までは黑絲の總を使用し。足袋格は力士の十兩取にして。青白を混たる總を用ひ。本足袋は則ち幕の內力士なれば。總を紅白に改め。夫れより累進して立行司に進めば。三役の位置と異ならず。行司役の最高位なるを以て。緋總の團扇及び上草履。木劍を免し。總ての格式は公家より出でしものなれば。染色にて區別するは僧侶に同じく。また吉田家の特許を得て。紫總を用ゆる事もありと云へり。【行司の規約】相撲協會の規約中。行司に對しては左の如し。第三十八條。行司の給金は八圓迄を限とし。其立行司は十圓迄を限とす。但し行司の給金增額及等級を定むるは。取締及檢査役協議の上之を定むるものとす。」第三十九條。行司にして勝負を見違へたるもの。又は平素不勉强なるものは取締檢查役協議の上席順を降下するものとす。」第四十條。行司にして徵兵に應じ入營したるもの。滿期後再勤を乞ふ時は。上席より舊席順數を以て差加ふる者とす。」第四十一條。京阪の行司本協會へ加入を申込む時は。取締。檢查役の協議を以て京阪の資格により番附へ附出すことを得。」第四十二條。諸國に出稼の場合と雖も。足袋格の行司は土俵に於て上草履を使用することを許さず。若し之に違背したる時は席順を十枚相降すものとす。但し大關同業の節。其組合行司長疾病又は事故あつて缺勤したる時は此限に非ず。」第四十三條。諸國出稼の節。小角觝組行司長に當ると雖も。足袋以下の行司は土俵に於て足袋を使用することを得ず。若し之に背きたる時は席順を十枚相降すものとす。但し幕下十枚目以上の關取同業の節は此限りにあらず。」第四十四條。行司の內心得違有之逃亡したる者。其後改心して再勤を乞ふ時は。其給金を半額に減じ。且つ逃亡の日限一場所を超過する每に席順を五枚宛相降すものとす。」第四十五條。行司にして其師匠と熟議の上廢業し

たる者再勤を乞ふ時は。廢業の日限一場所を超ゆる毎に席順を二枚宛相降すものとす。」第三十八條の規約中立行司の給金は五月場所(三十三年)より十五圓と改正なしたりと云へり。【古今の風俗】古へは現今と違つて。行司の服装に付き。異なる節多ければ。嬉遊笑覽に就て古振りを説かんに。古代行司の裝束は侍烏帽子を戴き素襖の露を結て襷となし。揮(ザイ)を以つて相撲を合せしものなりしが。中古より風雅となり。茶筅髮に陣羽織を被り。替裁付を穿きて團扇を用ひたり。此風俗は稍久しかりしに。享保の頃よりまた〱一變して。小袖の上に上下を着し。袴の股立ちを高く取りしも。何時か廢れて今の如くなりしものなるへし。又喜多村の考案に。素襖。烏帽子の頃は弓を用ひ。揮には非ざるべし。唐團扇を用ひたるは猿樂狂言唐相撲の體なり。裁付を着て團扇を持ちし行司は。延寶時代の古畫。京都四條河原の圖に見えたり。同じ頃の一枚繪。明石志賀之助の傍に。行司木村喜左衞門が上下出立て股立を取り。唐團扇を持ちたる圖あり」と説けり。【年寄株の組織】相撲社會の總括をなしつゝあるを相撲協會と稱び。本所區元町に事務所を置き。相撲社會百般の事務を取れり。此事務員を年寄と唱へ。習慣によつて力士。行司等を指揮し。相撲全體の職業を司りて。彼等社會の生活をなしつゝあるものなり。現今にては年寄の總稱を協會員と改められぬ。而して協會員の職業は春秋二季の大場所。または地方巡業に商略を廻らしつゝあり。其役員は。△勸進元。二名△取締。雷。高砂△檢査役。尾車外七名△木戶部長。若藤。追手風△木戶。田子の浦外十五名△大札場。雷外一名△棧敷土間。濵風外五名△新札場。山分外十一名△焚出し部長。武隈△焚出し。富ヶ根外三名△部屋廻。佐渡ヶ嶽外二名△棧敷土間部長。八角。伊勢の海△棧敷土間改。入間川外十二名△札場部長　九重△中茶屋部長。藤島△寄場。桐山外三名△交涉委員。武藏川。友綱。」以上記したるは。三十三年五月場所の席順にして。各々に受持の役を勸めつゝあるなり。此協會員則ち年寄の株に。步持と平株の二種ありしが。明治二十七年日淸戰爭より。相撲社會が隆盛を占め居れば。昨今にては孰れも步持年寄とはなれり。年寄其者の性質はすでに述べたるが。取締。檢査役。部長等の改撰。其他年寄株に就き相撲協會の規約によれば。第三條。當協會は東京大角觝取締上に關する諸般の事を處理し。且つ其風儀の改良。技藝の上達を圖る爲め設くるものとす。」第四條。當協會は左の役員を置く。一。取締二名。一。部長一名。一。檢査役八名。一。副部長一名。」第五條。取締及檢査役の撰擧は。年寄並幕の內より幕下十枚目迄の角觝取及足袋以上の行司の投票を以て撰擧し。其任期は滿一ヶ年とし。每年一月大角觝興行初日正に改撰す。但し改撰の時も前任者を再撰するとを得。」第六條。取締。檢査役は改撰の都度其住所氏名を警視廳へ屆出べし。」第七條。角觝協會百般の事務は取締二名。檢査役八名の協議を以て綜理するものとす。」第八條。取締は一名宛每日交代を以て中入の前後土俵に上り。勝負檢査の任を相勤むるものとす。但中入後は公平に隔日に勤むべし。」第九條。檢査役は二期大角觝興行の節角觝の勝負を實檢して之を記錄し。又引分。預り等の處置を爲し。且本規約に隨ひ諸般の事務を取扱ふものとす(以下略)。また年寄名義は幕府の三十六見附に擬したりと云ふ説あれど。既に立川焉馬の選になる相撲改正金剛傳(弘化四年三月出版)に。筆頭雷。筆脇境川の外。五十二名年寄を揭げたり。現今にては前章に記したる如く八十一名となり。未だ相續人の定まらぬ年寄の空株は。粂川。間垣。甲山。常盤山。阿武松。山響。玉の井の七名程ありと云へり。此年寄株に對し協會にて設けある規約は。第五十一條。年寄の名義を永遠に繼續する爲。自今年寄七十五名及舊年寄十三名を繼ぐものゝ外。本會へ加入することを許さず。(備考)申合規約當時よりは舊年寄の相續者も殖え。現今にては年寄株も八十一名となり。夫れに空株七名を加へければ規約通り八十八名とはなり居れりと。」第五十二條。大場所及出稼先を問はず角觝勤續中に年寄となることを許さず。但し木村庄之助。式守伊之助の名義を相續するもの。又は弟子にして師匠の名義を相續するものは此限にあらず。」第五十三條。角觝年寄の名義は幕下以上の力士にして。取締。檢査役及部長の承諾を得るにあらざれは。之を相續せしめ。若くは讓與する事を得す。且つ回向院大角觝を連續せしものに非れば年寄となる事を許さず。但し弟子にして師匠の名義を相續するものは此限にあらず。」第五十四條。第四十一條に揭げたる舊年寄の名義は取締。檢査役及部長に於て。協議の上相續人を撰み繼續せしむることあるへし(此條無効に屬し居れど揭げ置く)。」第五十五條。現年寄の名義廢絕して相續するものなき場合も亦前條に同じ。」第五十六條。取締は本會年寄の總代となりて年寄の名義を相續したる者。又は讓り受けたる者より本規約へ加盟したる證を取置くべし。」第五十七條。二期大角觝の興行の願人は步持加入の順を以て定むべし。又其興行損益金は步持總人員にて共分すべし。其益金ある時は一割を願人兩名へ渡すべく。損金ある時は願人兩名共步持加入の割合を以て出金すべし。但明治十八年五月迄に步持に加入したる者。願人順番一周したる時は。明治十九年一月より步持加入の者一名願人となり。最初より步持加入の者一名願人となり右新古合併して年兩度大角觝興行の願

スマフ

人を順番に勤むべし○」第五十八條○歩持に加入せんとする者は○加入金百圓を協會に差出すべし○但し年寄名義を相續するものに非ざれば加入するとを許さず○且つ一人に付一株を限とす○」第十九條○歩持に加入したる者死去する時は○香奠として金五十圓を贈るべし○中途にして歩持を罷めんとする者も又同じ○且つ角觝取にして師匠存命中其名義を相續し歩持に加入せんとするものは○加入金七十五圓を協會に差出すべし○但し歩持株券は賣買を禁止するものとす○」第六十條○横綱竝三役の者九日間全勤したる者には○大角觝興行濟の後損益決算の上益金ある時は○特に歩持年寄同樣益金を配當すべし○」其他立行司も○三役力士同樣の利益配當なるが○先頃より更に幕の内（歩方五分の割）○幕下十枚（歩方二分五厘の割）倶に○利益の配當を受ける事に修正したり○以上記したる條件數項は○去る二十九年中警視廳の認可を得○次いで五月興行より實行したる組合規約中より摘要せしもの也○

【勸進元の事】其の名のみ相撲社會に殘り○目下は願人と改稱せしにもかゝはらず○仍は興行人を指して勸進元とは唱へたり○此の勸進元の組織を記さんに○次場所の勸進元は當興行五日目に○力士の手金として百圓を相撲協會へ納めるを前例となし○協會より之に對して仕着料二十圓を勸進元へ贈り○勸進元は更に協會より贈與ありたる金圓へ若干の金子を加へて○相撲關係者一同へ惣仕着を配布し○其勸進元たる披露をなし○また勸進元則ち願人は○千圓以上の資産を有する者に限るとの規定あれば○所轄警察署にては其當時願人の身元を取調べるを例とせり○舊時は勸進元の所得とて○興行の節○棧敷一間に饅頭札（木戸通券）七百枚を○會所（目下の協會）より與へたるも○目下は興行税に關するを以て之を廢し○單に棧敷一間のみを贈與せり○【昔しの役員】相撲會所（現今の相撲協會）と云ひし頃の組織は○筆頭○筆脇（現今の正副取締）○組頭（現今の檢査役）六名○及び組下（現今の歩持年寄）○平年寄（歩なし）等を五級に分ち○相撲會所の全權は兩筆頭に握りて○興行都度の純益金は何程ありても○過半は兩筆頭の所得に歸し○稀有なる大入にて利益ある場合には○僅に組下年寄に對して○一名一兩二歩（現今の一圓五十錢）位宛の配當金にて○瞞着なしつゝありしを○故高砂浦五郎が○兩筆頭の專横を憤りて○遂びに會所の惡弊を去り○現今の如く大相撲協會を組織したりといへり○

【土俵の故實】新編相撲大全にいふ○往昔方屋と呼びしは○今の土俵の事にして○相撲隱雲解に○上覽土俵の古實なりとて記せり○一○四本柱の間三間四方○柱より柱までの内土俵七俵つゝ四つ合せて○數二十八俵は天の二十八宿○東西南北に須彌四天を合せて總數三十六○地理法劍相撲人古へ三十六人を司どるなり○」一○內丸土俵十五は天の九○地の六○東西の入口は○陰陽和順の理なり○外の角を儒道○內の丸を佛道○中の幣束を神道○是れ神儒佛の三なり○」一○中央に幣束七本立○神酒○熨斗○供物三方○右の品飾り置き○始め司追風罷出○天長地久風雨順治の祭り誓くの內にあり○」一○惣じて土俵四本柱易の定めなり○土俵の內を大極と定め○左右の入口を陰陽と取り○四本柱は四時五行○中央の土を加へ木火土金水又は仁義禮智信の五常なり○水引は黑赤黃三色の絹を以て○北の柱より卷き始め○北の柱へ卷き納むるは○出る人入人を清むる心なり○是を役柱と名附け○俵を以て形をなすは五穀成就の祭事なり○」一○上覽の土俵は勸進相撲とは相違なれども○易一體の理違ふ事有間敷なり○」前記せしを見るに○上覽相撲と勸進相撲とは○土俵の構造に差違あるもの歟○現今大場所にて用ふる土俵の稱へは內土俵○蛇の目○角土俵と稱し○內土俵と蛇の目土俵の間に○四俵ある俵を二字口（關西地方にては德俵と稱して此俵の上へ踏きりありても負にはならず故に德俵と云へる由）と唱へたり○內土俵は先頃まで十六俵なりしも○先年より二十俵に改正したりと云ふ○【地取の式禮】上古朝廷に於て相撲を行はせ給ふを內取と云へり○其餘風傳はりて勸進相撲になりても○前日に相撲の儀式を行ふ○之を地取と云ふと○相撲大全に說き○其一節に○先づ行司出で○祓をなして清め○神拜をなし○土俵の上を祭る○此禮故實あり○之を畧す○扨土俵に入りて○勸進方より一人と寄方より一人出で○雙方相撲を合す（無言にて之を勤む）○一番は勸進方○一番は寄方と勝を分る○此日行司は團扇を持たず○古例に依て幣を用ゆ○又左右（今は東西と云ふ）の棧敷一軒宛○注連繩を張り○淸莚を敷き○神の棧敷とす○行司此所に侍き居て○相撲取一人宛に黃色の幣を頂戴させ○土俵へ出す○左右とも儀式之に同じ○此日は一式神事なり○云々」と記しありけるが○何時か古風なる土俵の儀式も打絕えたり○然れど神事相撲の餘波にや○現今にても土俵の正面○破風の上に宿禰神社（一說には志賀淸林なりとも云ふ）を祭りあるが○其以前は棧敷の隅へと祭り置き○大入になると相撲會所へ持去りて○跡の棧敷へ看客を入れたるものなりと云へり○【土俵に就ての雜記】長瀨越後か南部領にて○舊時は四角土俵を使用し來しと云ふ○其起りを記さんに○「今は昔し○陸奧國南部領に長瀨越後と稱へる○日本相撲の行司職あり○往時南朝（一說に鎌倉將軍宗尊親王とも云ふ）に伺候して行司職を勤め○長瀨は團扇（表面へ金銀泥にて日月を描き○裏面には紗と云へる文字を現はせり）竝に錦の半臂（束帶の時袍の下に着る袖の殆んどなき樣なる短

スマフ

き。往古樂人なぞ着せしもの)を賜りしとて家に傳へ。其流れを汲む行司等まで同じ樣なる半臂。團扇等を携し。之を土俵に於て用ひ來りし程の家統なれば。遂ひに宗家吉田追風と確執を生じ。長瀨は鄕里南部にて別派を立て。相撲道の總ての儀式を正反對となし。土俵は四角に築き其方屋の屋根を破風に造り。萌黃。赤色の紙にて細工せし木造の鯱を揭げる事とはなせり。殊更に可笑しきは。同地方の習慣として。東方力士を憎み居れば。行司等も同じく東西力士を相撲せるにも。東方相撲何某。西方御相撲何某とて。別に御の字を附して尊敬するを例とせり。また屋根へ揭ける鯱は東京組の櫓太鼓の如く。興行の都度長瀨方へ赴き借用するものなりしが。何時か此古式も文明の風潮に推され。現今にては普通の土俵を築く事とはなりたれど。其當時は東京組の力士にても。窮屈なる四角土俵にて。巡業なしたる事も屢ゝありしと。某檢査役は語りたりき。其他土俵へ附屬する。柱卷。水引。東西の稱。力紙。力水。塵手水。花道等の名稱の次第は左の如し。○柱卷と稱して四本柱を卷く布は。禮記の四神に倣ひ靑龍。白虎。朱雀。玄武を携し。靑。白。赤。黑の布地を用ひ來り。之をまた春。夏。秋。冬の四季に表すと云へり。○水引は。曩の土俵古實に委しく說きたるが。何時しか虛飾に流れ單に裝飾品に止まり居りて。舊時は華美なる水引を贔負客より勸進元へ贈與したるも。現今にては陸軍の徽章なる山路と櫻花を白拔にせし。優美なる紫縮緬の水引を揭げ居れり。○力紙また化粧紙とて。四本柱の左右の柱に。吊しある紙を稱して云へるが。其昔し文七元結なぞなき頃は。亂髮となれば此紙を拔きて髻を束ねたるものなりと云ふ。艷筑波集に「相撲とり賴みやむくろちから紙」とあれば。最古きものなるべし。○力水。土俵の傍へ桶に水を湛へ。力士に與ふるを化粧水または力水と唱へ。古より今に至るまで其方法は變らじと云へり。此力水は必らず力士が。土俵へ登場するに際し。溜りに控へ居る勝相撲より。受けるを例とせり。其起りは往時の召合せ相撲には。勝負に生命を賭し。死を決したるもの多かりしかば。力水は元來水盃の意味なりと云ふ。また取疲れて引分となる力士は。互ひに溜りを取違へて。敵方の力水を掬するが如きは。是戰國時代の餘波にて義を重じたる武士が。敵の疲れを見るに忍ひず介抱し。馬上にて敵へ酒なぞを與へたるためしもあれば。夫れ等に依りしものならん歟。○塵手水。力士が土俵へ昇りて。輕く俵の塵を捻り。拍手して後ち雙手の掌を開くは。敵に兇器なぞ携へぬとの意を示すものにして。往時は私怨から往々相撲に事寄せ。遺恨の刃傷ありし故なりとぞ。○花道。舊時朝廷に於て召合相撲ありし頃。東西力士の見やすからん爲め。東方は葵の花。西方は夕顏の花を。互に頭に髮挿して出ければ。其出る道を花道とは稱へ始めぬ。【櫓太鼓と小屋】江戶勸進元の濫觴と云へる例の四谷鹽町の興行に。使用せしと云傳ふる櫓太鼓は。其當時の張本(日下の勸進元の稱なり)なりし。伊勢の海五太夫方に歷然として秘藏する由なるが。維新前後迄は大相撲興行の都度。伊勢の海方にて所有する太鼓五柄を相撲會所へ貸附け。夫にて市中(此太鼓五柄は呼出し奴が付き。下町。本所。深川。芝。山の手。淺草と。五組に分れ。興行前に觸れ歩く)を觸れ廻させ。而して其一柄を櫓へ昇せるものなれば。櫓太鼓は伊勢の海の專有物にて。場所每に十二兩二歩の損料貸を受け。伊勢の海の所得とはなし居れり。夫れが爲め寬政度に伊勢の海の後家かのより。當代柏戶宗五郎を相手取て此觸太鼓に就いての訴訟あり。現今にても柏戶訴訟と云へは。古老は尙茶呑み話しに殘せりとぞ。【櫓の構造】は高さ五丈七尺にて。往時は幕府の見附役。鳥見役等の認可を經て建築なせしものなりと云ふ。此太鼓櫓の建築は吉日を卜して擧行し。同時に「櫓建祝ひ」とて。相撲協會へ在京の年寄及び相撲茶屋等が集會して。祝宴を開けるが。當時も尙古式を守り居れりと。○相撲小屋は。小屋方片桐の手になるものにして。以前大場所の小屋は間口十五間奧行十八間。二重棧敷なりしも追々改造し現今の有形とはなれり。相撲社會は年々の好景氣に就き年每に面積を擴張し。日下の場所は間口十九間。奧行二十間となり。また棧敷の構造も二重棧敷を廢してより。より(紙片を以て見物する事)の場所のみ多かりしを。明治十七年中相撲茶屋高砂屋が開業するに就き。其穴(見物する土間棧數の場所)少なきに付き。新たに捻りの場所を棧敷に變更したりと云ふ。其當時は東西正面百二十四間。廻し棧敷百三十八間。東西向ふ棧敷四十四間のみ。夫れが改造の結果。昨年にては。正面棧敷九十四間。東西九十六間。西高八十間。向正面九十二間の多さに達したり。(三十四年五月場所より。警視廳の達に依り。土間棧敷に人の通行する餘地を存することとなりぬ。)【番附と勝負附】山城千榮寺の勸進相撲及び江戶牛込辨天町の辨天社に。古番附は今に現存せり。享保年中の相撲番附と云るに。一。此度於深川八幡社地勸進相撲興行仕候。東方。奧州大關蝦夷島赤右衞門。同關脇磯野森浦之丞。同小結波嵐梶之助。奧州前頭成瀨川土左衞門。同村雨浦右衞門。同忍山色助(下略)。以下十三名の所へ。行司中立正之助外二名を記し。次に江戶瀧川瀨左衞門以下二十七名。また「此外御屋敷方江戶在々より助相撲御座候。朝四ッ時初め中入仕百番餘爲取申候」と奧附に記しあり。而して勸進元は立川七郎兵衞。差添浦岩袖之助の兩名。頃は享保九年六

月の事なりき。要するに東方のみにて西方なきは。其當時流行せし寄相撲の番附なるべし。また古番附に就き。坊間に流布する寛永度四谷にて興行ありし勸進相撲の番附は。後世の僞作なる說囂しければ。玆に揭げる事を見合たり。其他相撲番附に就いての編纂は。相撲協會に於て取締。檢査役等が會して。協議を凝し選定して後ち。帳元根岸治右衞門の手になり。印刷に附するを例となせど。舊時はかゝる複雜なる手數なく。筆頭。筆脇兩名へ帳元根岸が附添ふて。隅田川の上流へ屋根船を浮べ。酒宴を開きながら。玆にて次場所の番附を編纂なしたるものなりとぞ。然れば筆頭の手心にて。番附の昇降自在なれば。從つて依怙の沙汰多く。「會所附」なぞと稱する特別の昇進法ありて。之は筆頭等の手廻りを働き居る力士に限り。勝負の善惡に據らずして。筆頭等が根岸へ口添へをなせば。直ちに中相撲より序の口へ昇せる事屢ゝありしが。殊更に甚しかりしは。故原庭玉垣が筆頭の頃。同人の弟子力士なる松山三五郎を。例の筆鉾を用て前相撲より一躍三段目へ附出したるが。此松山は至つて技倆に拙なく。何時も勝星を得たる事なかりしと云へり。また近頃まで「板番附」とて。大場所興行前には必す回向院前及び市內の辻々へ。板にて製したる番附を揭げ來りしが。何時か此板番附は相撲協會に於て廢する所となれり。扨て太鼓櫓へ飾る板の大番附に。庵(蒙御免と認め。其下へ年寄の名義を列記せし者)を冠するを常とするが。これ庵看板の始めにて。劇場にて俳優の名前を記す。庵看板は總て相撲より擬ひしものなり。又「本中」。「間中」力士は番附に揭ざるものなれど。手柄山。稻妻が兩大關の頃(天保九年度春冬二季)の番附面に。「本中」。「間中」の名乘を序の口の所へ殊更に竝記しつゝあり。委しくは相撲起顯に就いて見るべし。

【相撲勝負附】の起りは。寬弘六年の七月。朝廷に於て召合せ相撲ありし時に始まれり。新聞紙なき時代には。勝負附を其夕方賣り步行きたるものなり。勝と負の外。力士の取り疲れて。水を入れ。再び組みて猶勝負决せさるときは引分となす。又勝負の附きたる時。行司の裁判に服せす。負相撲。負方の溜り。又は年寄に不服ありて物言ひとなりたる時は。行司と年寄と相談の上。勝負を預り置く事とす。即ち無勝負なり。而して其內にも土俵の上だけの預にて。勝負臺帳には勝負を別つ場合もあり。嬉遊笑覽に云く。【勝負なし】のすまふを。われといふも古きことなり。「懷子(明應二年)「相撲場に破れやみゆらん河津かけ」。「むすふ手のあかても人やわれすまふ」。「鬪すまふわれても末や合物」とあり。

【相撲に就て種々】更に往時の髮の風俗。相撲櫛。化粧廻し。締込み。祝儀の由來。名乘り。待たう等の事を記さんに。【髮の風俗】嬉遊笑覽に。昔しの角力取の髮の結さま。髻するに元結を多く卷き。髻を立て又髮そぎしたる形さまゞゝ。又前髮あるは額の小鬢先を殺て。左右へ鳥の羽を廣げたるやうなる。又耳の際にて髮を切りたる種々なる」云々。西村重信と云る浮世繪師が筆になる。丸山權太左衞門の姿繪は。嬉遊笑覽の說に似通ひたり。【相撲櫛】髮の結樣は既に演たるが。昔しの兩國梶之助は前附と云へる手を嫌ひて。角前髮へ櫛を挿したる事は。京傳の奇跡考にも見え。次いで鬼勝象之助も兩國に擬ひ。相撲櫛を用ひたりと云へり。【化粧廻し】相撲大全に。織紋縫模樣の風流は正德に始り。享保年中より愈ゝ數奇を好みたりと。また化粧廻しの起りは。紀州廻し出來しより後ち。土俵入に用ゆる事となし。相撲には締込みを別となせり。化粧廻しに就いて昨今は華美を衒ひ。多くは縫繡にて艷かしき模樣なれど。維新前には各藩士の抱え力士なれば。抱え主の徽章を記すを常とせり。其一二を記せば庄內が山路に三ツ星。姬路が市松格子。唐津が山路に小の字菱。盛岡が二引に角繫ぎ。其他は多く二引等にて。地色も白。黑。萠黃。緋。紫の羅紗を用ひて。潔宜かりしものなりと云。【締込み】戰國時代には馬の手綱を用ひ。夫が爲めに前下りなく。後の方をヨッと云ひ。前の方を前ぼろと稱へ。其形が幌に似たる故なりとぞ。又一說に。往時は麻布にて。白或は茜染を二重。または三重に結びたるも。何時しか華美に流れて。緞子。綾綸子等を用ひたるより。遂ひに幕府の嚴禁する處となり。慶安元年二月の町觸に。「一相撲取の下帶絹布にて仕間敷。屋敷方へ呼れ候共木綿の下帶可仕事」とあり。慶安時代の質素思ひやるべし。故高砂の締込みは百餘金にて購ひ。又梅の谷の所望に任せ。本町の某書店にては。二百餘金の締込みを。西京西陣へ注文したりと云ふ。また往時へ溯りて。召合相撲の頃には。犢鼻褌の布を賜はり。相撲人は之れを以て造り。其布の前後四幅にて。丈けの長さ一尺九寸なりと言傳ふ。【祝儀の由來】相撲社會にては祝儀の事を。單にハナと云へるが。節會相撲の頃は。勝力士へは賞美に花を與えたりとぞ。また土俵へ衣類を投じて。勝力士の祝儀とするは。往昔ありし纏頭の餘波にや。【名乘り】現今にては力士の名乘りを。藝名として其筋へ營業鑑札を願ひ出でけるが。此名乘りは尤も古くして大友家記。興廢記に。雷。稻妻。大嵐。辻風等の名乘も見え居るが。寄相撲の甚しく流行せし。慶安四年七月の町觸に。「一シコ名の異名を付候事有之候はゞ早々可申上候。古より相撲取候もの異名付候とも。向後は其名堅く可爲無用候事」とあり。男達等の嚴禁の際なれば。力士等の名乘りも綽名として。幕府より中止されたるも

の丶如し。夫れより幾程なくして。元の異名則ち名乘りを揭げる事となりしならん。【土俵入】化粧廻しに身體を堅め。土俵入をなす樣は嚴めしきものなるが。其起りは節會相撲のありし頃。相撲長に從つて。相撲人が次第に禁庭へ竝び立ちたるより始りしと云へり。又横綱は谷風梶之助よりなりたち。其他御前掛りと云へるは大關が後に立ち。夫より關脇。小結と順序を追つて。三角形に竝ぶよを云ふ。化粧廻し所持せる角力の控所に揃ひたる時は。角力演じ居る時にても之に拘はらず。柏子木をうち土俵入りをせしむるも今の風なり。又横綱の土俵入は一人に大刀。一人に弓をもたせ(多く門人又は同じ部屋の角力者)行司と共に土俵に上りシコを踏みて引入る。是は他の角力者とは別に土俵入を行ふなり。三溪曰ふ。シコとは荒びたる意にて。古き書物に醜の字當てたるは當らず。【待たう】力士立合に氣合が乘らずして。待たう(待ての意)を掛ける事あるが。其起りを相撲隱雲解に。「延享の頃。八角と谷風立合の時。始めて待てと云ふ事を聞く云々」とあれど。年代より數へても。無論横綱谷風にてはあらざるべし。相撲大全に說く讃岐衆とある谷風なる歟。猶考ふべし。【呼出し。床山】土俵へ昇りて力士の名乘を東西より呼び上るを。俗に呼出し奴と唱へるが。彼等は相撲協會の人足と云へる名稱の下に働き居りて。其人數は古來より二十五人に定まり。給料は全體にて金二十五圓なれは。一場所給料一名にて一圓宛なり。其他帆待錢として一名に付き通劵十枚宛を與へるの例なれば。此通劵を現金と引換て酒食に換へれば。之を彼等社會にては呼んで飲太郎と綽名せり。表面上は至つて收入少き者なれど。地方の巡業先にて。相撲の錦繪及び番附。取組等を賣捌くが。其利益は莫大なるものにして。仲間中の親分株なる呼勘。呼勝なぞは。匆々華美に生活をなしつゝありと。舊時は斯る人足を呼出しに用ひし者にてはなく。然るべき者を用ひたりしならん。寛政の上覽相撲に。式守留之助外二名。名乘言上行司とあり。また明和九年六月。仙臺躑躅ヶ岡にて興行ありし勸進相撲の番附に。本方南部衆十四人(本方は今の勸進元なり)。大關南部石見潟丈右衞門。關脇同唐糸織右衞門。小結生駒山峯右衞門。前頭雛島團藏(以下十名略す)。行司長濱源助。名乘上け圓藏。小頭花霞林右衞門。云々とあれば。此時代には呼出しを。名乘上げと云しものなるべし。【床山】は力士の髮を結ぶものにして。現今協會に十三人雇ひ在りて。孰れも部屋々々に屬して働き居るが。此床山等が技倆と誇居るは。中入前の結び相撲が土俵にて勝負を決し。亂髮にて仕度部屋へ戾り來るを。吐嗟の間に髷を束れ直し。土俵入の間に合せるを。彼等の腕となす。其迅速なるには目を驚かせり。

【相撲の手】は山家集「ものゝふのならすすまひはおひたゝし。あけとのしさりかもの入頸。」新猿樂記に內搦。外搦。亘繋。小頭。小脇。逆手。また庭翔。心地。手合。氣色云々。異本曾我物語。股野は名にしられたる大力なれば。人々面を合打たる者こそなかりけれ。內からみ。外からみ。向ふからみ。手斧。かけ入。蹴爪け。逆手け腕組。前亘り。後亘り。走亘り。小頭掛。たぶさ取。胸反し。辻膊。肚取。すまひの手は數を盡し云々。竹齋物語「あらしをひてしゆんれいやこきつれ。やけなべひんせうかすまふをこそはしめけれ」。扨すまひの取手には。さまたがへしに。よこたをし。入くび。さしくび。はれ返し。大こし。もとつめ。むかふつき。まはりてかへすは車なけ。四十八手の其內を。百手にくだきて取たりけり。かゝれば四十八手といふ名目もいと古し。大全にいふ。古法に四十八手より後人また工夫し出して。手捌八十二手。手碎八十六手。合て百六十八手ありとぞとあり。新篇大全に云。【相撲四十八手の事】單に四十八手と稱ふれども。原則は投(手を以てす)。掛(足を以てす)。捻(腰を以てす)。反(頭を以てす)。四手より成立ち。之を孰れも十二手宛に解きたるが。乃ち相撲の四十八手となりしなり。【投手十二手】とは負投。掛投。居投。寄投。はりま投。胸投。はね投。腕投。飛投。曳投。襷投。腹投。四手崩。【掛の十二手】とは內掛。外掛。恰度掛。登り掛。煽り掛。曳小股。脇拔。はね掛。渡し掛。手組倒し。ゐちご掛。一方掛。【捻の十二手】とは頭捻。蹴捻。腕捻。四手捻。髮廻し。居腰。雪下の力草。なやし捻。爪取り。小爪取り。ゐちご捻。いし腰。【反の十二手】とは。中反。飛反。捻反。ゐんしやう反。朽木反。入替反。擬寶珠反。一寸反。掛反。つたへ反。轉合反。撞木反。【十二手の擬】とは鴨の入首。向ふ附。逆附。鳴羽返し。絹擔き。蜻蛉返し。水車。つみの大意。掛の前後。磯の浪枕。立眼。居眼。猿の一飛。夢の枕。以上は相撲大全にある古法の四十八手なり。相撲隱雲解にある四十八手の古法。乃ち【投の十二手】は上手投。下手投。引投。上矢倉。下矢倉。搦投。捉投。首投。寄投。出し投。たぬきの腹投。八柄投。【掛の十二手】は一本掛。二足掛。內掛。外掛。手斧掛。煽り掛。呼掛。渡掛。水掛。つたへ掛。手繰掛。掛もたれ。【捻の十二手】は合掌捻。肩透し。外無雙。內無雙。突き落し。挫き。逆捻。引落し。出し捻り。捲落し。片手枠。頭捻。【反の十二手】は居反。向ふ反。掛反。寄反。撞木反。一寸反。擬寶珠反。鴨の入首。腕反。挫反。衣擔ぎ。傳反。また相撲大全に。古法四十八手の後に考案したる由にて。手捌。手碎きの新手部類百六十八手を殊更に記あれば左に記す。【手捌八十二手】とは無雙。釣投。靭投。脇拔け。だし。肩透し。さまた。小股。錣投。鷲の羽

スマフ

スマフ

落し。擱みあげ。左手返し。袖返し。右手草摺返し。逆手蹴返し。掬ひ投。ばね出し。持込み。潜込み。合掌捻。引き廻し。相引落し。受落し。磯打。浪打返し。前曳片男浪。うたせ。腰の竝受反。膝反。挫き反。五輪碎き。逆捻り。曳き棄て。たぐり蹴。突落し。上手挫き。挫き出し。四手腹投。内無雙。前附釣投。胴捻。四つ手蹴返し。捲落し。渡しとあし。擱み投。雙手爪取り。逆手投。左手矢柄。右手矢柄。ためだし。袖摺。襷掛。手繰とあし。大渡し。前附蹴返し。上手出し。捲替へ。膝押し。搔廻し。前附捻り。追落し。備崩し。探り當。大腰。小腰。一體一生。一つ枷。内枷。打臥。五輪崩し。雙手投。片手擱み。傳出し。上手蹴返し。切つ返し。挫き倒し。相投。首投。四肢の一足横なぐり。引廻しとあし。擱み出し。受たぐり。雨撓出し。曳き送り。【手碎八十六手】とは手合見競勝負の初。四肢の齒嚙。咽輪詰。刎の受身。仕掛の體。掛のはぐれ。虛實の體。捕手崩し。三所詰。呼吸の入身。猿猴反り。下手飛反り。飛違ひ。四手初り。とあし。掛りなやし。柵。牛曳き。底圓。とめ反り。逃身。分身。草摺撓め。不生の見離。聲の抱昇り。抜込み。草抑し。挫ぎ反り。内ぼうき。外ぼうき。襷追ひ落し。刻ざるまはし。さろすべし。附込み。待受け。外足。いわう足。旗折返し。歸乘の足。下手掛り。抱き廻し。けんとう釣出し。渡り足。殘りくまり。もたれの體。輪違ひ反り。肩送り。忍釣り。腰入替へ足。襟渡し。總角詰め。腰傳へ。裾返し。けんとう流れ足。忍び運び。腰車。浮足。高足。小手返し。無雙しまり。不見離れ。抜き上げとあし。折入足。横矢筈。傳へ足。片手潜り。雙手潜り。腰返し。四肢の入身。襷横投。追ひ擱き。行合。芝引。曳き落し。手繰蹴。殘り。つきみ腰。四肢のさうまくり。追ひ詰。ゐん詰。詰とあし。抱へ釣り。首抱へ釣り。草摺詰。こんのふ」これなり。以上多く嬉遊笑覽及新編相撲大全に據るものなるが。相撲の最も盛なりしは。安永以後にして。其職にあらさる者と雖も。自ら力量ありとする者は。相集りて力を角し。遂に【辻相撲】の名あるに至れり。俳諧に辻相撲を秋季とせるは。新米の成りて後。祝にとて鎮守の祭などする折行ひしより。秋とは定りしなるへし。又【童相撲】も行はれ。見せ物には【盲目相撲】。【女相撲】。【獨相撲】なといふもあり。獨相撲は大道にて一人の男裸體になり。呼出しより行司の眞似まで一人にて勤め。東は誰西は誰とて。其の身振をなし。扨取組みたる後。見物人の錢を乞ひ。東西に立てる見物より。錢を與へし高多き方に勝を取らするなり。維新後裸體を禁せられたれば。襦袢を着て緣日などに大道に興行し居けるが。明治五六年頃より無くなりぬ。德川幕府の時其渡世の者にあらすして。角力を催し木戸錢を取ることを禁す。安永二巳年十月二十六日觸書。角力興行之節。木戸を建札錢取候儀は。角力を渡世にいたし候者之儀に有之候。然處國々において。御代官領主地頭へ願之上。素人共寄合角力相催。その外神事等之節も角力興行いたし候は。先年より致來候嘉例にて興行致し候はゝ。見物も可致群集故。取締之ため圍等いたし候迄にて。木戸を建候は格別。札錢請取候儀は向後無用に可致候。尤勸進角力渡世之者共へ對談之上。催候儀は格別之事に候間。其趣相心得。在方之もの共心得違無之樣可被申聞候。右之趣向々へ寄々可被相觸候(憲法部類)。維新以後に至り。相撲の取締方改正あり。警視廳は明治十一年二月五日。【角觝竝行司取締規則】を發布したり。云く。角觝及ひ行司は其區戶長竝組合取締の奥印を以て警視本署へ願出鑑札を受け。鑑札料として上等金十錢。下等金五錢を納むべし。轉住。廢業の節は屆出へし。角觝及行司は東京府下を一組となし。角觝は年寄。行司は重立ちたる者にて年番を定め組合取締をなし。年番交換の都度其姓名を屆出へし。無鑑札之者及組合に入らずして其業をなすを許さす。又同日發布の【興行場取締規則】は曰く。興行之節は該地戶長の奥印を以て警視本署へ願出て。出張警視官吏の指揮を受け。看客の安全を保たんか爲め。棧敷の構造を堅固にし。便所は每日掃除し。其他不潔物あらば速に除棄すへし。看客の散するときは。木戸口の雜沓を制し。怪我等無からしむる樣注意すへし。興行場に於て看客勝負に事寄せ賭博に類する所業あらば。速に警視官吏に密告すへし」とあり。右すまひといふことの始りしよりの事實大畧を擧ぐ。近時士民。醫者。僧侶などの。髮の風より衣服の樣まで種々變したれど。相撲取の風俗は今に舊きまゝを存してかはらぬは。やさしきことなりかし。

スミ　墨は文房具の必用品なり。和名抄云。墨。蔣魴曰。墨(音目。須美)以二松栢煙一和レ膠合成也」とあり。箋注に谷川曰。須美。曾美之轉。染之義。或其墨如レ炭故名」と見ゆ。和事始にいふ。推古天皇十八年春三月。高麗王僧曇徵を貢上す。此人よく紙墨を作るとあれば。此時より日本に墨作る事をしりしにや。」また和訓栞にも前のおもむきを述て南都正倉院の古墨にも新羅柳家の上墨と出せり。文藝類纂に。古これを造るに。供御及諸司等の用は。圖書寮にてこれを作る。職員令。圖書寮に。造墨手四人。掌レ造レ墨とある是なり。其後延喜に至りても。同し人員にて。只長上一人を多くす。延喜圖書寮式に。凡年料所レ造墨四百廷(長五寸廣八分)。絹七尺八寸(篩墨料)。綿八兩(拭墨料)。調布一丈六尺(袋竝覆料)。紺布四端。阿膠小六斤八兩。席一枚。食薦二枚(竝干墨料)。長上一人。造手四人とあるに據れば。粗其造法をも見

ろへし。又其度量を載せて曰く。凡造レ墨。長功日燒ニ得煙一一石五升。煮レ煙一斗五升(二日二夜乃得レ熱中功短功亦同)。成レ墨九十三廷(長五寸。廣八分。料膠一斤)。中功日燒ニ得煙一九斗。煮レ煙九升。成レ墨八十廷。短功日燒ニ得煙一七斗五升。煮レ煙七升五合。成レ墨六十六廷。而して。神祇官以下に頒つ廷數を載せたり。又民部式上に。年料別貢雜物に。筆を諸國より貢すれど。墨は只丹波國(墨二百廷)。播磨國(墨三百五十廷掃墨二石)。太宰府(墨四百五十廷)の三國のみ。是此國古よりの產と見えたり。又新猿樂記には。淡路墨を擧たり。然れとも。一時の產出なりしと見えて。他書に見ることなし。又藤白墨ありて。中古行はる。著聞集。後白河院御熊野詣に。藤代の宿につかせおはしましたりけるに。國司松煙を積て。御前に置たりけり(中畧)。此墨いか程の物ぞ。試よと勅定有りければ(下畧)。又入木抄に。墨の事。御稽古には。藤代墨相違ある可らす等見えて。中古頗る賞せられしか。是亦後世絕たりと見ゆ。好古小錄に。古昔藤代墨武佐墨竝に入木家此を賞する歷々たれども。今殘墨だに傳はらず」と。方今紀伊の藤代。近江の武佐。竝に墨を作るを聞かす。只南都松井氏。專其名を擅にす。古梅園墨譜ありて。支那方氏程氏の譜に擬す。人の知る所なり。雍州府志に。近江武佐。丹波貝原。竝洛下大平墨之製造。自レ古有レ之。然其色淡黑而麁薄。中世南都興福寺二諦坊。取下持佛堂燈火煙之薰ニ滯屋宇ニ者上。和ニ牛膠ニ而製レ之。是南都油煙墨之始也。今偶存。爾後南都土人倣レ之。取ニ油煙一造レ之。」又書に用ひるは油煙を最とし。藥用に入るゝは松煙を佳とす。互に相反せり。方今兩煙を雜へ製す。上等は純油煙。下等は純松煙なりと云。「製造法」油煙。松煙に關せす。陶器に傾け入れ。膠汁を合はす(膠一斤に水一升を加ふと產業袋にいへり)。これを和するに。其初は枯燥して離散し。塊を成さゞるを度とす(產業袋に膠一斤水一升を煮て煙二百五十匁を量とすといふ)。漸に浸れて。麪粉の如く。自塊を成すを要す。これを浸るに板の上に於てし。下に炭團の火を埋め置きて。膠汁の凝結を禦く(多く寒天に作るを佳とするを以て。動もすれは凝結す)。手を以てこれを浸れ。煉ること愈々久しければ。墨愈佳しといふ。さて十分塊を爲すに至りて。これを墨模に入れ。形を作る。此墨模に歷を置くあり。又搾木にて搾るもあり。字畫綺圖鮮明なるは。一に此時の巧拙によれり。これを出し濕灰に入れ(灰に水を灑きたるなり)。埋むるを四時間にして。又これを出し。乾灰中に埋むる(墨工これを灰換と稱す)こと一日。又取出して再極乾の灰に入れ。三日を經てこれを出し。水にて洗ふ(これを洗と稱す)。それよりこれを磨く者。彩色する者等ありて。各其工を施して成るなり(芳野曰く。產業袋に。油煙を厚き紙に截せ。甑に布を敷きて。文火にて蒸し。油氣を去りて用ひることを云へり。盞式の煮煙の字是ならん。古梅園墨談に云。墨の形。昔は鐵にて造る。南都二諦坊墨の形今に殘れり。是を鐵形といふ。今の形は枇杷或は梨の木にて造る。形に大小厚薄の品あり。板三枚にして。中の板を墨の厚さとし。上下二枚の板に。縮樣文字等を彫付るを。三枚形と名つく。又二枚形あり)。【採煙法】油煙。松煙の別あり。古は多く松煙なり。後世は油煙を貴む。【油煙採法】上の盞は陶器(釉を施さゞる)にて。火を妨げさる爲に。少し隔てゝ。五十乃至一百も列ね間斷なく。羽箒にて掃きとるなり。採らすして。時間久しきに過くれは油煙凝結して。用を爲さす。油は麻油を最とし。菜油を次きとす。燈心は細きを佳とす。一盞五七本も入るなり。凡油煙は上品の墨を造るに用ひる。【松煙採法】方三間。又は方四間の四方ぬりやにて。其中に隔を設け。壁は細川紙等の裏を出して貼り(煙を止むるに滑ならさるかたよきなるへし)。下に燒場を營し(石にて低く圍みたる所なり)。松枝節の脂ある所を(俗にひで)細く割きて焚なり(下品の者は其まゝ焚く)。其の煙紙に淳るを掃ひ收むるなり(脂なき常の枝を焚たるは最下品とす)。紀伊田邊より多く輸出す。又日高。熊野よりも出つ。近江土山。大和十津川。土佐。丹波。日向。伊賀等よりも出つれ共。紀伊の者に及はず。」以上其大畧を知るに足れり。依て他說を揭げず。さて幾挺といふ事は。唐秘書省式云。寫書料每月大墨一挺」と出つ。貞丈雜記に。細長きものゆゑ一挺二挺と云ふ也。按するに。橢圓の稍長き者を挺と云ふ。銀の丁銀と云ふものも。古き墨の形と同しければ然名つく。朱墨(シュ參看)には今も同し形したるものあり。靑。綠。紫等の墨は圓柱形多く。墨は今通常長方形となれり。

スミ　炭。和名抄云。蔣魴切韵云。炭(須美)。樹木以レ火燒レ之。仙人殿靑造也。箋注に靈異記。炭訓ニ安頁須三。蓋對ニ和炭訓ニ邇古須美一之名也。谷川氏曰。須美。墨也。以ニ其黑ニ爲レ名。按須美染也。觸レ之使ニ物黑一也」とあり。炭の灰になりたるをジョウ

と云ひ。炭の全く燒けすして煙る者を炭がしらと云ふ。さて炭の產出諸國にあれとも古來其名聞えたるは。山城鞍馬山並に小野里之產を最とす。俗に之れを燒炭と云へり。茶亭爐中に用ふるを切炭と云ふ。多く攝津池田。丹波土倉より出づ。之れを燒に。柞木或ひは樫木を用ふ。其形狀に隨ひ長三尺程に伐りて燒き。後ち五寸三寸等に鋸を以て是れを切る。故に切炭の名あり。其圓大なるを胴炭と云ひ。薄切を輪炭と云ひ。切斷したるを割炭といふ。又河內光瀧より出つる物を白炭或ひは細炭といふ。通常用ふる品はかたずみ。どがまの二種とす。【白炭。けしずみ】嬉遊笑覽に。白炭は本草にも出づ。むかしより。こゝにも用ひし物と見えて。新撰六帖に。源光俊「何としていかにやけばか。いつみなる横山すみの白くなるらん」。今は此處河內なるにや光の瀧より出づ。本朝食鑑に。白炭は躑躅の木を炭となし。再び火にをこし灰に埋めて。白霜を生すといへり。寬永發句帳「おく炭のながれも白し光の瀧。親重」。滑稽太平記「白炭ややかぬ昔の雪の枝。忠知」。此句によりて白炭の忠知といはれたり。按るに。淸少納言雙紙。名おそろしき物。いりすみ。又心もとなき物。とみにいりすみおこす。いとひさし。抄云。煎炭。しめりを煎取し物にやといへり。おもふにこれ消炭なるべし。白炭なども同じく煎炭といふべし」と見ゆ。歲時記栞草に。之れを白炭と稱す。又細炭といふ。黑き切炭の間に雜へ置て。爐中の飾とす」とあり。去れば白炭は茶會などに多く用ふる品なり。

一話一言に。徒然草を引きて。御前の火爐に火をおく時は。火ばしにてはさむ事なし。かはらけよりたゞちにうつすべし。さればころびおちぬやうに心得て。炭をつむへきなり（德治三年後宇多天皇）。八幡の御幸に供奉の人淨衣を着て。炭をさゝれけれは。ある有職の人しろきもの著たる日は。火はしを用るくるしからすと申されたり。故實條々（伊勢太郎左衛門貞順）。年男の事云々。御前に炭を置候。すみを火箸にては置事有まじく候。左の手にて置候。めのといさうし。むかしさる御方に。今まゐりの女房のみぐるしげにてさし出たるが。御前の火鉢に炭を火ばしにて置れ候を。御主も傍輩も御前の炭は手にておくものにて候。はしにてはおかぬものと申候へとも。火はしにておきて立のきて。炭のあしく候ほとにと申てそのまゝいとま申ける。此人はおさなくより。修明門院（重子。後鳥羽院后順德院母后）の御かたはらにさふらひける人となん聞へし。げにも御前の炭は。よくのごひてひきて油をぬりておくなり。」貞丈雜記に。御炭あしく候とはこしらへぬ炭なる故。黑く手につくを云なり。御前にてもこしらへぬあしき炭は。火はしにて置也。されは御前にはこしらへたる炭を用ふる也。あふらをぬるとは。ふきんにあぶらを付てぬぐふ也。これは白炭にはあらず。黑き炭をこしらへたる也」と云へり。以て炭置に式あるを知るべし。【佐倉炭】明治十六年七月十二日官報に。椚炭濫觴（農商務省報告）。昔時下總國。小金原の椚林は藤蘿野葛の埋沒糾纏する所となり。芽葉春秋に榮枯して。野馬に齕まれ。野火に燒かれて。纔に村落薪木の用を充すに過ぎす。而して其人跡迥絕する所に至りては。椚樹を使用するの道を知らざるより。數里斧斤の痕を見ざりしが。印旛郡富塚村に川上右仲と云者あり。寬政五年椚林輪伐の議を建て。時の有司に請て之を實施せしに。時未だ製炭の術を知らざるを以て。相州より職工を招き製炭の業に從事す。乃ち木の根又は節を焚くものを榾炭と云ひ。枝或は幹を焚くものを棒炭と唱ふ。之を各地に轉賣して。頗る聲價を得たり。是實に下總椚炭の濫觴とす。爾來其業倍々盛なるに至り。舊佐倉藩炭會所を立て。領內の炭を蒐集し。問屋又は仲買株式を設け。登戶河岸の商估をして其販賣を主らしむ。之に由て遂に佐倉炭の稱あり。然れども其の起源に溯れは。小金牧は主にして。佐倉は却て之か賓たり。賓醂りて主の名を奪ふ者と謂ふ可し。或は云ふ。焚炭の業。川上右仲に昉るにあらず。是より先下總國武射郡岩の子飯櫃の村落は。享保年中より松楢を以て炭を製する事舊記に散見せり。【登戶炭】と稱し。鍛冶。鑄物師等の用ふる。輕鬆なる木炭を焚くの家は。既に一百年前より業を繼ぎ。方を傳へて今に至ると。然りと雖無用の森林を變換し。輪伐輪栽の法を設け。製造を改良して。佐倉炭の名をして。都下に著しからしめしものは。實に川上の力なり。當時炭業の未開けざるを以て。下總の俗山地を有する者は。之か處置に苦み。金錢或は物品を山地に添へて。他人に與ふるも人亦容易に之を受けず。然るに炭業の起りしより。頓に其の習風を革め。數年ならず隙を塞ぎ間を埋め。所在鬱蒼たる椚林は數里に連り。木炭種子苗株を隣國に輸出するもの。年々其幾許なるを知らす。今や民戶の貧富を算するに方り。首として。森林町步の多寡を擧げて。之か等級を定むるに至る。椚林の利以て知る可きなり。富澤村。西北は南相馬。東葛飾の二郡に連り。頗森林に富むの地にして。野火豫防の方を勉め。林域の四隅を周して幅二間許の隙地を止め。冬期枯草を燒却して延燒の火線を切斷す。之を稱して筋燒と云ふ。近年は森凡一ヶ所十町步內外を畫して。一區域となし。其の周圍は專ら筋燒を行ひ。其區域中三町步許を隔てゝ縱横隙線を設け。左右各三四行に松苗を駢列し。以て延燒を攔止するの備となす。蓋此の法亦右仲の曾孫川上治郎右衛門の考案に出づと云ふ云々とあり。今【堅炭】に備

長。備淺。峯張などの名あり。昔備後の人に備後屋長右衞門と云ふ炭燒きの熱心家あり。或る時紀州熊野浦の山林にて良炭を製すへき樹を發見せり。其名をバベと云ふ。長右衞門依て此浦に移り。炭燒を業とし。諸國に輸出したり。世に備長と云は是なり。鰻屋にては必す之を用ふ。備淺と云も。備長ありての後出たる名なるべし。

スムヅカリ 酢むづかりは。瓦礫雜考に。大豆を熬りて。酢に浸せしものをいふとあり。嬉遊笑覽に委しければ。抄出す。酢むつかり。宇治拾遺竝に古事談(三)にも出たり。慈惠僧正戒壇を築きたる物語に。淺井郡司僧膳のれうに。大豆をいりて酢をかけたるを。なにしに酢をばかくるぞと問はれければ。郡司云。あたゝかなる時。酢をかくれば。すむつかりとてにがみてよくはさまるゝなり。僧正云。いかなりとも。なじかは挾まれぬやうやあるべき。投やるともはさみ食ひてんとありければ。いかでさることあるべきとあらがひけり。僧正。かち申なば。ことごとあるべからず。戒壇を築て給へとありければ。やすきこととて煎大豆を投やるに。一間ばかりのきてゐ給て。一度も落さずはさまれけり。柚のさねの唯今しぼり出したるをまぜて投けやりたるをぞ。はさみすべらかしたまひたりけれど。おとしもたてず。又やがてはさみとゞめたまひける(この內柚のさねのを見ゆれば。この酢は柚の酢としらる。今もゐなかにては。木の實を酢に用ることも多し)。武州騎西の邊にて今もすみづかりとて。調へて道祖神などに手向るよし。委しくも聞ざりしが。さいつ頃日光山に詣て。其邊にて用る初午おろしと呼器物をみて。其名のいぶかしくして尋ねしに。此器にて二月初午に。すみつかりといふ物を造るによりて名つくといへり。其器は形よのつねの覆擦に似て松板にて作り。あまた竹釘を打て。釘の末を兩方より諸刃の如く削り。大根を此器にておろし。水にて洗ひ。よく搾り。大豆を熬。皮を去て。酒粕を能檑漉たると三種交て煮る。暫くして醬油を加へ。鹽梅とゝのへて。是を稻荷の祠に供す。その供へやう。まづ藁苞を二つ作り。一には赤飯を入。一にはすみづかりを入て。苞二つ合せて。一つに結付るなり。此は上野國沼田といふ處の一平塚稻荷は。其邊にての大社なり。關東惣社と稱す。二月初午より巳後。晴天三日をつられて祭日とす。若その三日雨天なれば日を延すとなり。此初午及三日に近在より。彼すみづかりを持來りて。社頭に備る事夥き故に。前に四斗樽を竝べ置て是に入しむ。樽に滿たるをば。竹の笊にて水に漬洗ひて。豆ばかりを取て味噌に造る。社家年中の食料とするに足れりとなむ」。右かゝる食品の名は邊土の方言にて。おしなべての稱呼にはあらざるべし。

スリコロモ 摺衣は。古代いろいろの色にて。物の形を布に摺り染しものなり。榛ずり。青摺。丹ずり。忍ずりなと種々あり。古事記高津宮(仁德天皇)の段に。故是口子臣云々。跪二于庭中一時。水潦至レ腰。其臣服二著紅紐青摺衣一。故水潦拂二紅紐一。青皆變二紅色一とあり。記傳云。古は凡て摺衣を好。美き物にして。男女共に時となく服たること。萬葉の歌に數しらず詠みたる趣なとを以て知るへし。朝倉宮段に。一時天皇登二幸葛城山一之時。百官人等悉給下着二紅紐一之青摺衣上服。同段に丹摺袖。書紀天武卷に高市皇子云々。賜二蓁摺御衣三具一云々。續紀十五に云々。鼓レ琴任二其彈歌一。五位已上賜二摺衣一云々。二十九に。云々。道鏡與二五位已上摺衣人一領一云々。三十に。葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人。供二奉歌垣一。其服竝着二青摺細布衣一。垂二紅長紐一云々。類聚國史に。延曆十二年十一月。遊二獵于交野一。右大臣從二位藤原朝臣繼繩獻二摺衣一。給二五位已上及命婦采女等一。また同十八年正月辛酉。御二大極殿一。宴二群臣竝渤海客一奏レ樂。賜二蕃客以上蓁摺衣一云々。萬葉七に。月草爾衣曾染流君之爲。綵色衣將摺跡念而。また不時斑衣服欲香。衣服針原時二不有鞆。十に思子之衣將摺爾保比與。島之榛原秋不立友。なほ摺衣の歌數しらず多し(榛摺は榛木を以て摺るなり。蓁と書るも同し。今俗にはんの木とも云り。萬葉に榛又蓁とあるも皆是なり。然るを萩として。波岐と訓は非なり。萩をば彼集には芽子と書り。なほ此事は別に委く云へし。さて摺衣は榛に限らず。何にまれ用ひて色々に摺しなり)。かくて後に至りても摺狩衣(信夫摺なと)なご見えたり。神事には古の隨を傳へて後まで。大嘗。新嘗及賀茂臨時祭などには。定まりて摺衣を用ひらる。青摺とは山藍を以て摺れるを云(此も上代には山藍に限らず。何にまれ青色にすれるを云しか。其は詳ならず)。萬葉にも九(十九丁)に紅赤裳數十引山藍用摺衣服而とあり。弘仁內裡式に十一月新嘗會式に。今日小齋不レ論二高下一皆着二青摺袍一。貞觀儀式大嘗會儀云々。青摺袍各一領(其表以二山藍一摺レ之裏淺綠)。又前レ祭一日云々。同日薄暮參議已上。就二宮內省一令レ賜二齋服一。神祇官伯已下彈琴已上十三人云々。各榛藍摺綿袍一領白袴一腰。史生已下神服已上百卅七人云々。各青摺布衫一領云々。次賜二小齋親王已下及群臣竝內侍已下女孺已上青摺衫各一領一(五位已上不レ謂二男女一。淺深相副。紅染垂紐(白餘結紐。祭及宴會同着二加日蔭縵一。延喜大嘗祭式に云々。小齋親王以下皆青摺袍。五位以上紅垂紐、淺深相副)。白餘皆結紐。內親王及命婦以下女孺以上亦青摺袍紅垂紐(五位以上亦淺深相副)。白餘結紐(親王以下女孺以上皆日蔭縵とあり。內親王は內侍の誤にや)。縫殿式に。新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領(細布一百

スリコ

三十領佐渡布一百八十二領竝別二丈一尺)。緋紐料四丈貲布六端一丈二尺(別長二尺二寸廣六寸)。山藍五十四圍半摸。飯料米二斗四升八勺。生絲四絇紅花大十五斤五兩云々。中宮小齋人青摺細布衫四十九領云々。緋紐云々(此に別とあるは。衫一領別緋紐一條別と云を也。摸は摺るへき文の摸なり。青摺摸と云こと小右記に見えたり。飯は糊の料なるべし。糊を交へ用て摺るなるべし)。造酒式に踐祚大甞祭供奉料云云。青摺調布衫四十領(四領著二赤紐一)。小齋人四人料三十六領。大忌人三十六人料)云云。其小齋大齋人充二青摺調布衫一(こは造酒司の小齋大齋の人也)四時祭式鎭魂祭。官人以下裝束料伯以下史以上七人宮主一人已上蓁摺袍云々。各賜二青摺袍一領袴一腰一。西宮記新甞會條に。小忌王卿以下着二青摺布袍竝日影縵淺履等一云々。大忌王卿以下如レ恒云々。豐明日小忌王卿着二青摺布袍赤紐日影縵等一云々。また五節舞姫節會夜羅青摺長袂云々。左右着二赤紐日蔭縵一。また臨時祭條に。舞人裝束青摺布袍赤紐着二左方一。但小忌時着二右方一云云。又陪從裝束青摺布袍赤紐云々。また神今食條に。小忌王卿以下着二青摺一。如二新甞會一。但无レ纓(雅亮裝束抄云。をみのこと。をみをきること。そくたいのうへに。あをずりをきるなり。そのすりあをくてむめきしをすり。かむたちめ殿上人。五せちのせちえの日大しやうゑなとに。藏人まできる云々。まひ人のさうぞくをすることは云々。そのうへにあをずりをきる。まへはわきあけのやうにしたはりにきすべし。かりきぬのしり長きに。山あると云ものして竹きりにほうわうをすりたり。あをずりのしりは。ひとのなれとも。下かされのしりのうへに。中のぬひめに中をあてゝ。わきあけのやうにとぢて。しりをかくること。又わきあけのやうなり。餝抄云。諸司小忌身二幅。袖左右各一幅。凡四幅也。以二紙捻一閉レ之云々。大甞會若豐明節會小忌袍着次第。只如二闕腋一。以レ袍替二小忌一許也。雖レ非二衞府一至二小忌一闕腋也。なほ摺法なと見えたり。同抄云。赤紐濃打竝蘇芳打也細帖也。小忌着二右肩一舞人着レ左依二袒裼一也と見ゆ。或書に赤紐長さ八尺廣三分餘。赤二筋黑二筋にて下繪蝶鳥或は貝を押す。地平絹或は綾也。一筋毎に十二結と云り。右の書ともに小忌と云ひ青摺と云るは。共に同青摺なるを。新甞なとに小忌人の着るをは小忌と云。臨時祭の舞人の着るを。青摺と云ならへるなり。裁縫にいさゝかの異あるのみなりとぞ。さて赤紐は其小忌に右肩に着け。青摺には左肩に着るは。舞人は右を袒く故なるよし。右に見えたるか如し。さて此の紐今は緋の羅を以つて組むと。或る人云へり。凡べてかゝる衣服餝なとも。世々を經るまゝに。やうやくに其のさま變り來ぬるを。右の書ともに。次ぎに見えたる此の赤紐を以て知るへし。)とあり。右古代摺衣を用ひし樣知るべし。【忍戻ずり】の事は種々說あり。茅窓漫錄に云。「陸奥のしのぶ戻摺誰ゆゑに。みだれそめにし我ならなくに」(古今集河原左大臣)。此のしのぶ戻摺を。昔より彼れ此れと諸說多くて一決せず。古今榮雅抄に。信夫郡に大なる石貳つあり。其の面平かにして戻のやうなる紋あり。其れに藍にて摺る布を昔年貢に奉りけり。天智天皇の時奉りしなり。松岡氏結毦錄に。山藍を以て摺付け。其の汁にて摺り。石の面平なりしが。旅人頻に來り。傍の田地を踏損ずるを以て。今は其の石を倒して平かならずといふ(此二說は石と藍とを主としていふ)。信夫摺の記に(奥州人著姓名未レ詳)。信夫戻摺の狩衣は。陸奥の信夫の鄕にて染しなり。信夫の鄕は今の福島の事なり。此所に石あり。此れに草の葉を摺塗て絹をおしぬれば。色々に亂れ染て見ゆるなり。今其石福島の府より一里許隔て。山中村の山下にあり。方二尺長八尺許りなり。童蒙抄に。戻摺とは陸奥信夫郡に摺出せる摺なり。打ちがへて亂りがはしく摺り(此二說は草の名をいはず信夫郡の名を主としていふ)。壽鶴齋が東國旅行談に。奥州福島の驛より山口宿まで。此間に川あり節黑川といふ。此の川につゞきたる山上に幅七尺に長け一丈三尺許りなる石あり。此石を信夫草といふ草を以て石面を磨けば。鏡のごとく我影を摸すに因て鏡石とも名く。又は絹或は紙を此石にあて。彼信夫草を以て摺時。石の模樣うつくしく。色々に亂れ染となり。見事なる故に陸奥のしのぶ戻摺誰ゆゑに。此石いつの頃にや大地震にゆり動き。山より落て。今は田地の中に石の裏を見せてあり。名のみ殘りて。今は石を摺事なしといふ(此一說は石と忍草とを主として云)。此等の諸說。陸奥國に今信夫といふ地名あるにより。昔より其地に石あると心得て。或は藍にて摺といひ。或は草の葉にて摺といひ。地名と石とを主として說ゆゑに。彼此と一決せざるなり。元來此歌は。古今集讀人しらず三首ある其中に出し。前には紅のはつ花染の色ふかく。後にはあさぢの色どにちゞの色にうつろふらめの歌とおなじく。色を主としてよみたる歌を撰んで一所に類聚せしなり。昔は摺に色々ありて。黃土摺。山藍摺。榛摺。又しのぶ摺。小松摺。遠山摺など延喜式に見えたり。中右記に鳥羽院時禁三民間服二摺衣一といふは。當時の俗我が思ふ物を好て衣に摺たるを禁ぜられしなり(後世の染模樣は其遺風なり)。昔陸奥國よりしのぶ草もて摺たる衣を出したる事ありて。其所はいづ地とも定めなけれど。其色の戻摺たるがみだれて見ゆるなり。河原左大臣は弘仁三年の生にて寛平七年に薨す。此時奥州に信夫といふ郡なし。和名抄に陸奥國郡部に國分爲二伊達郡一とあり。鄕の部にも伊達郡信夫郡共になし。安達郡

スリコ

郷の名に伊達といふは見ゆ。されば信夫といふ地名は。後世に出來たる名なり。信夫といふ地名出來たるにより。此歌を種として。今の信夫といふ地に信夫摺の石を僞造し。植たるなり。或は方二尺長八尺といひ。或は幅七尺長一丈三尺といひ。其石に大小あつて所在も定かならさるは。全く後人の僞造せしなり。昔東國陸奥邊よりしのぶ草の摺衣出したるは。もとよりあるべき事と見えて。公忠朝臣家集に東に下る人に。白き物を靑き物して摺て火打を入ておくるとて「打見ては思ひ出よと我宿の。しのぶ草して摺れる也けり」。昔は信夫摺のみならず。小松摺。紫の根摺の衣。眞はきもて摺る衣。荻か花摺。一入摺の小忌衣など。色々模樣を摺たるなり。陸奥ならでもしのぶ摺の衣をよみたるは千載集に賴政「思へどもいはでしのぶの摺衣。心のうちに亂れぬるかな」。吳竹集に淸輔の歌を引て「昨日見ししのぶのみたれ誰ならむ。心の程そ限りしられぬ」。此歌は前右馬助範綱か子淸綱が。しのぶ摺の狩衣を着たりけるをよみたるなりと。しのぶ草は其葉細かにして。摺つくる物の形色模樣あざやかならず。戻ける如く亂れて見ゆるなり(和名抄に。垣衣一名烏韭。之乃夫久佐と訓するは。本草學ひらけざる時の誤也。【烏韭】は和名あたご苔。一名瓔珞ごけ。なり。しのぶ草は漢名小雉尾草)。戻はもぢける事にて。夏の衣に綟をもぢといふは集韻に廁綟と見ゆ。枕草子に。山藍にて摺もどろかしたる。水干袴といひ。狹衣に。「我心しどろもどろになりにける。袖より外に淚洩るまで」と詠たるも同じ詞にて。俗にもぢる。もぢけると云は是也(一說に戻摺は戻り摺なり。トチ通音リを中略とも云)。上の句は。陸奥より。しのぶ草もて戻けるごとく摺たる衣の色は。誰ゆゑにと疑へるなり。みだれ初めにしは。古今集にみだれむと思ふとあり。されども初と染と兼たるは。萬葉につきなむ物をみたれ初るやの意なり。我ならなくには。爾阿の反あらなくになり。みだれ心は我にはあらず。萬葉に心つくしてわが思ひはなくにの意なり。古今集前後三首ともに色を主としてよみたる歌なる事しるべし。後世此歌を證としてよみたるも數多あり。千載集に。寂然「陸奥のしのぶ戻摺しのびつつ。色には出じ亂れもぞする」。又は「君にかく思ひ亂るとしらせばや。心の奥のしのぶ戻摺」。又「飛螢ひるはしのぶの摺衣。夜は思ひの色にみだれて」。和歌者流信夫の地名をおさず。年月時代を考へずして。昔より彼地に信夫摺の石あると心得るは疎ならずや云々。」この外諸書大同小異にて。漫錄の說其當を得るが如し。また布に形を摺る事。貞丈雜記に。すり衣の事。しのぶもぢずり花ずり衣なとゝ歌にもよめり。是は板に草木花鳥などの形を彫刻みて。ひめのりを布に包みて。その木がたの上を打てのりを付るは。絹布のすべりうごかぬ爲也。のりをあさ／＼と付置て。その上に布。又は絹なとをかけて。よくなしつくれは。木かたの所高くなるなり。それを藍の葉。又は色々の花を。銘々に布に包みて。布絹なとの面を摺れは。草木花鳥の繪あらはるゝ也」と見えたり。三溪按するに。此等の布は水氣に遇へは。色褪むる者にて。之を色亂るゝと云へる也。仍て思ふに。曙染と云ふは袖と裾との色を薄く染めたるは摺衣にて草の露踏みわけたる時。偶然出來たるを形どりて作りたる染方なるへし。之を再たび染返し。又は裾模樣を付けなどするなるへし。

スルガ

スルガ　駿河は。東海道の一國にして。南は伊豆及伊豆海に臨み。西北は遠江。信濃。甲斐に界し。駿東。富士。庵原。安部。志田。益頭。有度の七郡ありて。最も高山大川多し。富士山は日本第一の高山にして。本國及甲斐。相模に跨り。直立一千二百丈餘。四時雪を戴けり。(富士山の名は火の女神を蝦夷語にフジと云より取ると云)。愛鷹山は富士山の前面に突立し。其麓に富士沼ありて。麓は遠く南に延迤して田子浦に至り。其間を浮島原となす。足柄山は富士山の東に連りて。相模の境に亘れる高山なり。久能山は淸水港の西に聳えて。海を隔てゝ伊豆の雲見崎と相對す。水勢奔駛激湍にして。最も大なるを富士。大井の兩川とす。富士川は源を甲斐に發し。富士山の西麓に沿ひ。南流して海に入る。黄瀨川は源を富士。足柄の山間に發し。竹下を過き南流して沼津に至り。伊豆の狩野川と合して海に入る。安部川は源を甲斐に發し。南流して蘆久保。靜岡を過きて海に入る。江尻、興津の兩川は。倶に北境より出て。南流して淸見潟に入る。淸見潟は田子浦の西濱に在り。薩埵山北岸に突起し。三保松原其南にありて。白沙靑松海面に斗出して灣をなす。灣内に淸水港あり。(靜岡は舊と府中と稱す。賤機山其後に聳立し。淸水港其東に連り。獨り風光絕佳なるのみならす。運漕の便ありて城市繁盛也。延元三年。今川範國本國の守護となりし以來。世々其職を襲き。而して府中を以て治所となし。遠孫義元に至り遠江を併せ。參河を服屬し。國富み兵强く。東道に雄たりしか。尾張の織田氏を攻めて桶狹間に戰死し。子氏眞嗣く。庸闇にして國事を恤へす。境土は四隣の侵削する所となり。遂に遠江に奔り。掛川城に入り。府中は武田氏に歸せり。後ち德川氏の駿河を得るに及て。府中を以て其治所となせしも。天正十八年。其關東に移封せらるゝに及て。田中吉政代て駿河を領し。亦た府中に治す。慶長五年。田中吉政の封を筑後に移すに及て。内藤信成之に代る。十二年。大將軍德川家康府中城に老す。元和二年家康薨す。幾くもなくして大將軍秀忠第二子忠長を駿河。甲斐。遠江に封し。府中に

治せしむ。寛永中。忠長罪あり封を収めらる。爾後城代城番を置き其城を戍らしむ。王政維新の際。明治元年二月。東海道先鋒總督府駿府城代を置く。五月徳川家達を駿河。遠江。參河に封するに及て。復た府中に治し。府中藩を置く。後府中を改めて静岡と稱す。明治四年。藩を廢し縣を置かるゝの時。静岡縣廳を此地に置けり。明治二十九年三月。安倍郡。有渡郡を合して安倍郡を置き。志太郡。益津郡を合して志太郡を置きたり。物産の重なるものは興津鯛。蒲原鮎。漆器。竹器。紙。茶。太布。竹。砥石。蜜柑等なり。

スルガザイク　駿河細工は。静岡縣静岡市に於て製する寄木細工を云ふ。之を製るに多く楠。柳。栗の薄板を用ふ。染料に漬して。種々の色板を作り。中心に方或ひは角板を用ひ。それに合せて一二分の色板をつけ。順次に他色を交へて美しく。他國人の珍奇とする所なれとも。粗糙にして玩弄物に等しく。其需用多からす。工藝志料に。駿河細工は駿河の府中に於て製する所の者也。而して其始詳ならす。明治元年。徳川家達静岡藩主に拜し。士族を率て江戸よりここに轉移す。是より後其業頓に進み。或は青貝を嵌し。或は蒔畫を作る等の各種の髹飾を施す。方今最盛に製出するものは。書棚。簞笥。卓。硯箱。提重箱等なり」とあり。

スヰエイ　水泳は。水を泳く必用の術なり。明治以前は之を水練と云へり。嬉遊笑覽に。水をあぶるを古語にかはあみといへり。日本紀に游泳と訓したり。拾遺集の歌の端かきに。女の川水あみたる處といへるは。髪を川水に洗ひたるなるべし。泳とは異なり。古語におよぎをかくといへり。今昔物語に。美濃國因幡河出水流人語に。男は舟にも乘り。游をも搔などして行云々。俳諧年浪草に。【水掛合】は通俗志に出たり。是は水邊にて卑賤の者。夏日炎暑にたえず。水練の學にて。大勢集りて。其興に乘じて左右に分れて。互に水をあぶせかけて。勝負を争をいふといへり。五元集拾遺「涼み舟泥ぬりあひし游哉」。西鶴が諸國咄に。およぎならひは瓢簞を身にまかせ。浮次第に水れんの上手となつて。瓜の曲むきすると有り。一時の戯なりけんに。昔より今にする事なり。江戸にて士人の水練する始は近き事にて。寶曆五六年の頃十人ばかりも出て。兩國の下元柳橋の處にて稽古したり。又深川越中島橋際には未熟の者出たり。御徒今村與十郎舊記書留寫に云く。正保元甲申年正月二十九日。大猷院樣龍口より御乘船。隅田川へ御放鷹之節。於川端雁御羽合被遊候處。川中へ落候。御腰物番本目檝之丞大小を脱き游き付。雁を帯に挾み御鷹を左之手に上。右之手計にて游上候に付。御機嫌よく還御。翌二月朔日檝之丞を被爲召。水游等心懸候段。神妙に被思召候。爲御褒美金三枚時服二被下之。且御老中堀田加賀守殿を以。自今以後御旗本に御番衆年若之面々。竝御徒之輩水游不可怠之旨被仰出候。」正保四年丁亥六月九日。大猷院樣隅田川筋へ御船にて爲成。於淺草川端假屋を建。御供之面々水游被仰付。御近習外樣御徒方迄段々水游上覽畢る云々（正慶承明日記）。是將軍御徒の水泳を上覽ある始也。幕末講武所を置く時。水泳を以て武術の一科と定む。明治以後海軍は勿論。陸軍に於ても。體操教範の附錄に。游水術を加へたり。近年水泳に種々の流名を名のる者多く。其の數十種に近し。維新前になき事なり。

【水馬】寶曆五六年頃は馬に乘て渡るも。乘こみ。乘あげともに附添ものはなかりし。今の如き見分あしく。馬と舟とを便にして渡すことは更になしといへり。それより淺草川にも場所を取て。近ごろは甲冑を着て馬に乘て渡る。九歳十歳ばかりの者もする也。寶曆頃には甲冑着て馬わたし。又幼年の者馬渡しはなかりしとぞ。今は其場所淺草駒形町。元柳橋。大川橋の三所にて馬渡し有り。淮南子に善游者溺。善騎者墮とあるは。川だち川ではつるといへる諺のごとし。又うさぎ兵法。こたつ辨慶。蓮木刀などの類のことわざに。畠すゐれんと云へる俚諺も古きことなり。太平記に朝敵蜂起の條。此間畠水練しつる者共。我先にと降人に出ける云々」と嬉遊笑覽にいへり。然るに肥後の藩士小堀平七が著踏水術は寶曆五年の板なるが。水泳水馬などに付き一科の學術とするに足るべき諸方法を記したり。

【將軍水馬上覽】青標紙に曰く。水馬上覽始。享保二十年七月十三日。大川筋へ御成有之。於同所初而御小姓組御書院の番士及ひ御馬方の馬川渡を上覽。御小姓組より三人。御書院番より三人。御馬方一人。御下乘壹人。都合八人なり。後日召之。各金二枚を賜り。御下乘には銀を被下。是より先年月不知。中川筋の御成の時。御供方の内水泳心懸有之者。御場所に於て上覽遊はさるべしと被仰出候處。御供之内より御書院番大草善左衛門梶與九郎わつかに貳人罷出。水泳上覽を勤。其後兩御番の面々水泳心懸可申旨。無急度被仰出。御用稽古始り。御船等も出たり。其頃は肝煎といふ者もなく。御小納戸頭より壹人出て。稽古等を指揮すと云。其後先に上覽を勤し御書院番大草善左衛門へ。始て水御用稽古竝肝煎被仰付。頭取衆より御船竝水主出方等引渡有之。九年目。寛保三年七月十五日。馬川渡上覽有之。浚廟御代寶曆十年七月十五日。馬川渡上覽。此後九年目。七年目。五年目等度々に有之。以後今に至る連綿なりとあり。幕末まで此事ありしなり。

【流儀】明治二十九年六月二十一日時事新報にいふ。劔道に種々の流儀あるが如く。游泳術にも夫々の流儀ありて各々一家の法を守り門戸を張りて互に相下らざるものゝ如し。其流儀を數へ立つれば數限りなきことなるべきも。今現に府下に行はるるものは。向井。小堀。神傳。水府。從沼の諸流なり。向井流は向井將監に發して。今の鈴木正業は十三代目の業を受け。小堀流は熊本の小堀長順に起りて。八代目の小堀平七現に其の統を繼ぎ。神傳流は伊豫松山の伊藤某を祖とし。十一代を經て現今の植原銑郎に至り。水府流は即ち水戸藩の游泳術にして。太田捨造（一昨年死去し今其の統を失ふ）に傳はり。從沼流は向井流より分れたるものにて。今の從沼某之れを開きたるものなりといふ。然れども此等諸流の術は其實大同小異にして。小堀流が兩足を屈曲して立游ぎをなし。又潜水の場合に於て。他流は頭を下にして潜り入るを例とするに引換へ。獨り小堀流は兩手を拱し兩足を屈し坐するが如き姿勢を取りて沈み入るを法とする等を除きては。諸術及び其名稱竝に游泳者の心得に至るまで。大概相一致するものゝ如く。推水を搔くに甲は兩手の臀部に達するまで圓形に水を搔分けよといへば。乙は中途にして再び元の差手に返せといひ。丙は前面を抱きて兩手の乳に至るを度となすべしといへば。丁は左右兩手を以て一時に左の後方に水を搔き。左手は臀部に右は左方の乳に至りて止むべしといふが如きの差あるに過ぎず。【諸術】又曰ふ。始めて游泳を學ぶ者は面部を水中に入れて盲游に日を重ね。斯くして自ら面部を水上に出すことを得るに至れば。龜游とて兩足にて水面を叩き。兩臂を脇腹に附着せしめ。僅かに臂より指頭に至る間を以て水を搔くなり。其熟練するに從て。玆に始めて游泳の門に入るべきは申すまでもなし。角力の四十八手は誰が算定めたる所なるかは知られども。此游泳には幾手と定めのなきが恨みなり。先づ高處よりして。水中に飛込むに。中返。達磨返。順下飛。逆下飛等の諸手あり。游泳は手繰。拔手。立游。潜泳。浮身の五手を基として。披手。肩指手。横身。車游。蒸氣游。諸拔手。前鴨。後鴨。三ッ拍手。四ッ拍手。水筆。配膳。着具等の諸手あるのみ。云々。【飛込諸手】高處より水中に飛込まんとするときは必ず先づ其水の淺深を知らざる可らず。水の深さ吾身の丈け以上ならば立ちたるまゝの姿。或は又足を曲げて兩手に膝を抱き。即ち「順下飛」といふ手にて飛込むも可なれども。若しそれ以下の淺水に於て斯くの如く飛込まば。思はざる怪我をなすべし。故に此時は兩手を前に突出し。兩足を臀部に向て屈め。頭部を水面に向けて。體を斜に飛込むべし。之を「逆下飛」と云。此手を以てすれば。如何なる高所よりするも。水の深さ三尺あれば決して過ちあることなし。或はいふ逆下飛こそ至て危險の飛込方にして。案内知らざる水底に先づ頭を突入るゝなれば。或は物に觸れて。頭部を害するの虞れあり。故に之と反對に身を反らし體を立てたるまゝに飛込むの優れるに若かずと。左れど斯くする時は腮の水面に觸るゝ時疼痛を感ずることあり。且つ飛込みたるまゝ直ちに前進すると。一旦沈みて又浮み。然る後進行を始むるとの間に於て。著しく遲速の差あり。是等は其場合に臨みて游泳者の適宜にするを良しとすべし。「中返」は飛込むの中途に於て蜻蛉返りをなすこと。又「達磨返」は順下飛の如き姿勢を取りて。水面に至る迄に返りを打ち。即ち背に水面を打つをいふ。達磨返は水を荒立てざるの利ありと云。【游泳諸手】「手繰」は龜游とて初學の者の先づ用ふる手なれども。追々熟練するに從て「披手（ヒラキデ）」。「肩指手」。「横身」等の手を生すべし。「披手」とは兩手にて水を拔き。同時に足を以て水を蹴て前進するをいひ。「肩指手」とは兩手を以て左の腋下へ水を搔きて左肩を水上に現はし。水を打ち浪を起しつつ進むをいふ。其姿勢誠に勇ましけれども遠游の手には非ず。之に反して「横身」は身を横に。半面を水上に現はし。頭部に水を突て進むの手にして。水府流に於ては此手を以て遠游專一の手となし居れり。力費えずして且頗る捷し。「拔手」は體を斜に水中に立て肩以上を水面に露はし。「片手拔」。「諸手拔」。「早手拔」の諸手を生ず。「片手拔」は片手宛更る〳〵水を拔くもの。「諸手拔」は兩手同時に水を拔くもの。是は舟に取付く時抔に利あり。「早手拔」は其拔手を迅速にするものにして。進行上此手の快捷なるに若くものなけれども。勞れ易きの弊あるを免かれず。「立游」體を水中に立てゝ。兩手を頭上に差上げ。足のみにて游ぐを云。水中にて物を水付かずに運ばんとする時は。必ず此手に依らざる可らず。足の使ひ方は流儀によりて種々あり。或は兩足交叉の姿を把りて水を横に踏むあり。或は小刻みの足取にて後方へ水を撥ねるあり。何れの道。よく熟練せば乳以上を露はすを得べきも。實用の場合には頭部のみを露すを利ありとす。此手よりして「三ッ拍子」。「四ッ拍子」。「水筆」。「配膳」。「著具」等の諸手出づ。「三ッ拍子」及「四ッ拍子」は共に漣波をも立てずして游寄るに必要の手にして。譬へば枚を啣みて敵を襲ふ抔いふ場合に最も適切也。故に此手は體を沈て頭のみを露はし。極めて靜に游ぎ行くものと知るべし。「水筆」は水中に立つて字を白紙などに認むるをいふ。即ち亦「三ッ拍子」等の場合に於て。氣を靜め。體を据うるが爲めの修練法なるべし。「配膳」は水中に立つて目八分に膳を捧ぐ。此は時に浮游力を勉めるが爲めの修練法なるべし。「著具」は昔し甲冑を著け

スヰエ

たるときの遺習にして。今も瓦を繫ぎ合せ之を背負ふて立游するなり。重荷を持ちて游ぐ時の心得となるべし。勿論此術に達する者は重荷は愚か。手を縛り足を縛りて猶ほ立游するものありと云。「潜泳」。大方の流儀にては。頭を下にして。水を潜れども。小堀流などにては之を最も恐るべきものとなし。頭を上にし足を屈め坐するが如き姿勢にて潜るなり。頭を上にして水に沈むは難事の樣に思はるれど。此法に熟すれば。却て容易なるべく。斯くして水底に達したる時は。身を俯向き兩手を伸ばし。片足若くは兩足にて水底の砂を力に身を押進め。同時に兩手を以て水を搔き進行の衰へたるときは。復た足にて砂を蹴るなりと云ふ。「浮身」仰向けになりて水上に身を浮べるなり。是は遠游の途中にて疲るゝ時など。體を休むるに必要なる手にして。此手よりして。「前鴨」。「後鴨」。「蒸氣游」。「車游」抔の手は出づる也。「前鴨」は兩足を前に曲め。脛を腹部に當てたる儘水上に仰向に浮び。靜かに手のみを動かして進むをいひ。「後鴨」は前と反對に。兩足を屈して臀部に附け。俯向になりて進むをいふ。共に水中に於ける身體を強くするの術也。「蒸滊游」は仰向けに浮び。足にて細かに水面をうちつゝ進むを云。「車游」とは仰向になり兩手にて下より水を搔き上ぐるに。其手は水上に出でゝ輪を畫き恰も車に似たるが故に此名ありと云。云々。

スヰガイ　水害は。國土の免るへからさる災患にして。古今の史上に散見すれとも。今悉く之を載するに勝へされば。江戸近傍に係る二百年來著しきものゝみを擧くへし〇延寶八年閏八月六日。大風雨。深川本所。濱町靈岸島。鐵砲洲八丁堀海上漲り上て。家を損し人溺る。兩國橋損し往來止る。谷中法恩寺本堂梁折れて半傾く(了翁僧都再建のちからを助く)。東海道筋所々浩波あふれて。民家を溺らす〇寶永元年六月十五日より七月朔日二日。江戸近邊大雨。大川筋其外大水。八月四日より山水出て。下總猿か股土手押し崩し。田畑在家過半破壞して。死亡人數を知らす。本所深川淺草山谷下谷邊屋宇を浸す〇享保十三年八月三十日夜より。九月二日三日。北大風甚雨にして。洪水溢れ。昌平橋。和泉橋。新し橋。柳橋。二日の夕方流落る。三日朝兩國橋。中程三十六間切流れ。新大橋西の方四十二間程切る。永代橋は普請の中にて古橋杭流る。下谷。淺草の內。低き所は軒端水にひたる。小石川龍慶橋其外小橋流れ。目白山崩れて上水の白堀埋る。筋違御門。昌平橋の二橋流損によつて。神田祭禮十一月に延る〇寬保二年七月二十八日より雨降續。八月朔日晝八半時より大風雨夜通し止事なし。近郊大水漲り出。本所。深川人家を浸し。大川通り水勢烈

しく。兩國橋は御普請中にて杭を流し。永代橋。新大橋損し。隅田川土手切れ。葛西へ水押入。千住土手切る。五日又利根川堤切れ。次第に水かさ増り溺死多し。官府よりは御助船を出されて救はれ。小屋を建て食物を賜はる。八月九日又大風雨にて水増り。下旬に至て引く。關東筋都て洪水にて御普請あり(翌年亥五月。刀禰上流以南修治告成の碑文。服元喬これを撰す)〇寬延二年。當夏中より雨繁く降りて。七月も晴間なく。二十五日にいたり大風雨あり。夫より雨降り續きて。八朔大風起り。時々雨降。八月十三日の曉より北風大嵐となりて。牛込小日向出水。下谷。淺草邊迄溢れ出。高田關口邊家を流し人を溺す。江戸川通り橋々押流し。小石川通大水。神田上水掛樋流れ。昌平橋。筋違橋其外神田川橋々流る。兩國橋。大橋恙なし。本所。深川水乘らず。九月に至り漸晴天となる〇天明三年六月十六日より大雨降續。十七日別て大雨。千住。淺草。小石川邊出水。大川橋。柳橋墮る。小日向大洗堰石垣崩れ神田上水切る〇天明六年五月の頃より。雨繁く隔日の樣なりしが。七月十二日より別て大雨降續き。山水溢れて。洪水と成れり(十三日十四日より牛込小日向出水。石切橋邊武家方壁際迄人々乳丈も水あり。小石川邊尤洪水にて柳町戸崎町家潰れ。江戸川水勢すさまじく。橋の流たるも有。神田上水掛樋危く。大勢の人夫を以て防がしむ。後には樋の上壹尺程水乘りしが。十七日。十八日頃より少し宛減したり。目白下山崩れ。上水樋つぶれ。水道一月の餘絕たり。昌平橋。筋違橋危く。和泉橋は假橋故流れたり。十五日より大川千住出水。小塚原は水五尺もあるへし。千住大橋往來留り。掃部宿軒迄水あり。本所。深川は家屋を流す。平井受地邊水一丈三尺と云。大川橋。兩國橋危く。十六日往來留る。十七日晝新大橋中の間四間流失。永代橋二十間程流失。隅田堤三間程貳ヶ所押切。男女江戸へ向け兩國橋を渡り逃來り。淺草邊は船にて往來せり。吉原は床へ水上る。雜司谷大水にて怪我人多し。四ッ谷。牛込邊は高き所なれども。一兩日水たゝへて難儀せり。其餘石垣土手の崩れしは數ふるにいとまあらず。官府よりは。助船を出し。危難を救しめられ。十八日兩國西廣小路へ御救小屋を建られ賤民を救せらる。十九日より晴天となり。二十日より水少しつゝ落て。本所。深川へ船渡しになる。關八州近在近國の洪水は殊に甚しく。筆紙に盡しかたしとぞ。此水久しくたゝへたりしかば。奧羽の船路絕て。物價彌貴かりしとぞ)〇寬政三年九月四日大嵐。昨夜中より大雨南風烈く八月より强し。巳刻高潮深川洲崎へ漲りて。憐むべし。入船町。久右衛門町壹丁目二丁目と唱へし吉祥寺門前に建連れたる町家。住居の人數と共に。一時に海へ流れて行方を知らず。辨才天社損じ。拜殿別當

所其外流失。其かへしの浪行德。船橋鹽濱一圓につぶれ。民家流失す。其外諸方の家屋吹損し。川々水溢る。晝時にいたり潮引く。關東筋すべて洪水あふる(諺に云蟹陸へ多く這上るは津浪の兆也と。此時既にしかりといへり。心得べし)。洲崎の地其後高浪の變計りがたしとて。西は入船町限。東は吉祥寺門前に至る迄。凡長貳百八拾五間餘の家居を取はらひ。晶地になし置る(此内西のかた入船町跡は。澁江氏藥草栽付場となれり)○弘化三年夏の半より雨繁くして晴るゝ事稀也。六月下旬大雨彌降續き洪水溢出て。下總羽生領利根川通り堤の邊九尺餘りと聞しが。二十八日子上刻葛飾郡權現堂村より六里上本川股村堤切れ洪水漲り出。千住邊家屋を浸し。小柄原の石地藏尊肩より上のみあらはる。箕輪の邊一時に水溢れ。床の上三尺ばかりに及ぶ。住居ならずして外へ逃退くとて溺死の者もありしとぞ。日本堤より見るに蒼海の如し。六月十五日山王御祭禮。社頭御修覆により。同月二十九日に延る。此節洪水未だ減せず。七月にいたり彌大雨降。七日八日より再水增して大川水勢すさまじく。大川橋。新大橋。永代橋損じて往來止り。兩國橋のみ通行なれり。本所邊所によりて水軒端に付く。本所の士民夜中俄に江戸をさして迯來る故。其混雜いはんかたなし。夫より船持に命せられて。日々助船數艘を出されて。これを救しめらる(此輩馬喰町の旅人宿に預られ。やがて住所へ歸らしめ給ふ。此夏兩國邊夕涼なし。諸所船宿業を休む)。以上武江年表を摘抄す。明治以後全國に汎及せし水害は稀なれども。其一地方にて災を蒙りしは少しとせず。二十一年岐阜縣下の洪水。二十二年福岡縣下筑後川の洪水。および和歌山縣下の洪水。和州十津川べりの洪水等。二十四年越中。二十九年の我全國の洪水ありて人畜の死傷。家屋の流失。田園の損荒。實に夥しき事なり。其都度官に於ては救賑の政を行ひ。有志者は金を捐て之を慰む等の事あり。今や【水害豫防】の爲。明治二十三年法律第四十六號にて水利組合條例を定め。三十年四月法律第四十六號森林法。三十年三月法律第二十九號砂防法及同二十九年四月法律第七十一號河川法を制定し。地方團體か內務大臣監督の下に。是等の工事を施行し。必要ある場合には。公用徵收を行ひ。力役を課し。費用負擔に堪へさるときは。國庫金を以て補助し。組合の設定及び解散は大臣の認可を受け。其工事の施設及び費用負擔は組合會の決議によりて之を決し。其徵收法は。各團體に課する賦課稅を以てす。而して是等の災害防禦の工事に關する施設及び行政處分は。人民の權利利益を消長せしむるに於て廣大の關係を有するか故に。行政訴願及び行政訴訟の提出を許せり。【水防】東京府下五大橋水防の事は德川氏の頃は町奉行の管理なりしが。維新以後其の定なし。明治八年五月八日水防規則を創定す。九年六月九日より水防出初式を行ふ。水防組の事務は消防本部にて管理し。消防組にて水防を兼ぬる者多し。

スヰカム 水干は。和訓栞。南嶺遺稿等に據れば。絹を水にて張り。糊を用ひす。柔らかに乾したるものを。水干といふといへり。然らは後世水干を以て單に裝束の事とせしは。名目の轉訛也。今諸書を抄して下に出す。和漢三才圖會云。水干用二精好一。其色不レ定。其製如二絹直垂一而有二袖括露紐等一。迄二大納言一間著レ之。」和訓栞云。すいかん。もと糊を用ひす。水張にして干たる絹の名也。末代に鞠裝束になりて。一流の服の名となれりと云り」。南嶺遺考云。水干如木といふ裝束。水干といふ名は末代鞠裝束になりて極たるぬひやうありて。一つの服の名となる。元來水干は絹の名にて。裝束の名にあらす。ずいぶんやはらかに張て。のりを不レ用絹の事也。水張にして干たるもの故水干と云。古の記錄には。水干の袍水干の狩衣とありて。一つの服の名とはせず。何にても糊つよく張たるを如木と云。如木の裝。如木の袍抔と古來の書に有。末代になりては。元服拜賀の門出のとき前を追ふものをいふ。白き强張のしやうぞくを着て。前を追ふもの如木とおほへたり。役人の名目とは違ふなり。如木は衣をつよく張るところにて。職名にはあらず。文字の通り也」。又貞丈雜記に。水干の事。仕立樣狩衣のごとし。袴は直垂の如し。地は紗精好練平絹等定なし。色も定なし。多は白を用る也。菊とぢは總をおしひらめて。菊の花の如く平くして。一所に二つつゝ付る。前に一所後に四所付る。紐は丸組の緒也。きくとぢも紐の色も不定。前の紐はゑりの上かどに付る。後の紐はゑりの後の眞中に付るなり。前紐短く後紐長し。大的の時は紅。朽葉。水色等の水干。人々の年の程によりて染べし。紋は主々の家の紋をぬひ物にすべしと。大的の書に見えたり。武家には紋を付け。公家には紋付られず。今時蹴鞠の時。水干とて着する物は水干にはあらず。直垂に似たる物也(蹴鞠の水干は飛鳥井家にて私に作り出したる物也)。水干官服にあらず。官位なき人も着る物なり。今昔物語卷十六伯耆守經國か盜人を殺したる物語に。在廳の官人をつかはして。藏をひらかせて見るに。年三十ばかりの男のいかめしきが水干裝束したるを引出したり。又卷二十二觀硯上人在俗の時賊を助て絹布を得たる物語に。五十ばかりなるおそろしき男。水干裝束して打出の太刀帶て。郎等三十人計具して出あひて云々。右の三十計の男も五十計の男も盜人也。古は盜人だにも水干を着たり。況や平人は猶水干着べき事推て知るべし。水干は官服にあら

スヰカ

ざる故。誰も着たるなり。西三條裝束抄云。水干紗にても平絹にても。又色は白をも何色にても大納言の時まで內々着用之。又陽明家（近衞殿の事）には。大臣又前途の後も如長絹直垂被着用之。尤不審也」。水干の袴も直垂のごとく長袴也。地も色も上と同し。あひ引の所にきくとぢのふさを二つつゝ左右に付るなり。仕立直垂の袴に替る事なし。【水干のひもの結樣】前の緖と後の緖と取ちがへもぢりて。前の緖は前へ引くだし。後の緖はゐりの後を廻して。左の肩の上より前へ引くだして。もろわなに結ぶなり。又くびかみのかどを內へ折入てたりくびにして着る事あり。永綱抄（高倉家の書也）。上下水干は幽玄なる間也。上は前後の短き物也。くびかみを內さまに折て。ゐりの如くにて着候をたりくびと云也。たりくびに紐あり。たりくびならば。右の紐を肩より後に付て。左の紐はくびかみの折伏たるさきに付て。左の袂より取出て前にすぢかへてゆふべし。馬に乘る時は右の紐をも。後より前に同樣にゆふべし云々（貞丈云。たりくびに紐ありと云は。くびかみにひもありの書誤なるべし。又たりくびならば云々の文にては。たりくびの時ひもの付やう替るやうに聞ゆれとも。本文の心は。くびかみのひもを其儘付直さずして。たりくびにして着る時のひもの結やうの違を云なり。本文の書やうわろきなり）といへり。然らば水干はもと裝束の名に非らず。又其官服にあらさること知るへし。

ス井ギム　水銀は。續紀元明天皇和銅六年五月癸酉。令三大倭參河並獻二雲母伊勢水銀一。輔仁の本草にも。水銀。和名美都加爾。出二伊勢國一といひ。今昔に。京に水銀商するもの。伊勢國に年來行通ける物語あり。七十一番職人歌合に。汞ほり「あちきなやにふのみ山にほるかれの。みづから人に思ひ入ぬる」と見えたり。此ころ迄も丹生山などに。辰砂出けるにや。水銀は辰砂を燒てとるなり。

ス井クワ　水瓜。（ウリを見よ）

ス井サムブツ　水產物は。海獸類。魚類。水藻類をいふ。【魚類】北海道廳水產課調査の豫察調査報告に云ふ。日本近海魚族の饒かなる。分布の厚き。種類の多き。夙に世人の熟知するところにして。蓋し他に其比を多く見さる所なり。是れ本土に於ては啻に沿海特產の魚類に富むのみならず。夏期に至れば。黑潮勢力を加へて。熱帶地方の魚類を輸し。北海道に於ては更に數多の沿海魚類を特產するの外。冬期に至れは。千島海流に伴はれて。寒流魚類の來遊するを以て。殊に然るものとす。既に今日まで（明治二十五年）知り得たる所の種類の數は。實に六百有餘の多きに達したりと雖。猶將來本土中部以北探究を洽くせば。更に幾多の新種類を

發見するは。吾人の期して疑はざる所なり。今本土及北海道に產する魚類の數を分別すれば左の如し。

	族	屬	種
本土	八六	三一五	六三六
北海道	同　五三	同　一二六	同　一九八

之に依て見る時は。本土は六百三十種の多きを產すれとも。本道に於ては今日まて知るところ。僅かに一百九十八種に過きす。而して其種類の如きも彼此又大に異なるものなり。即ち本土の產は多く日本。支那。印度。太平洋の產に等しけれとも。本道の產は日本及ひ北部太平洋に產するもの多く。日本。支那。印度。太平洋等に產するもの割合に少數なり。而して本土に全く知られざる所のものにして。本道に產するもの六十六種あり。就中未だ種名の判然せざるもの五十種。北部太平洋に產するもの十五種とす。左表に據て之を示す。

地方／產地	日本沿海	日本。支那沿海	日本より印度太平洋に至る	太西印度太平洋	北部太平洋	深海	種名不詳	合計
本土	二三四	一〇六	一七八	五七	一四	四七	—	六三六
北海道	五一	二九	三八	—	二八	二	五〇	一九八

以上は二十五年の調査なれば。其後臺灣の新領土あり。且つ本土の調査も進み。隨てその種類も加はれるものあらむと雖。本書其要を得たるを以て。しばらくこれに從ふ。

【日本重要水產物】明治三十年增補大日本水產會編纂の日本重要水產動物圖植物圖解說は。素より重要のものに止まれども。其品數動植物合計二百餘種あり。左にその名種を揭ぐ。（ラツコ。オツトセイ。クヂラ。ウナギ。タヒ。マグロ。マス。アユ。コヒ。ニシン。カキ。コンブ。カンテン。ノリ等參看）。

〇水產動物の部。【ひたち科】。らつこ。【あしか科】。をつとせい。あしか。あざらし。【どゆごん科】。ざん。【いるか科】。しやち。ねづみいるか。すなめり。ごんごうくぢら。かまいるか。まいるか。【まつこ科】。つちくぢら。まつこうくぢら。【くぢら科】。いわしくぢら。ながすくぢら。ざとうくぢら。こくぢら。せみくぢら。【すつぼん科】。すつぽん。【いしがめ科】。あかうみがめ。あをうみがめ。たいまい。をさがめ。【うみへび科】。ゑらぶうなぎ。【しろざめ科】。ひらがしら。しゆもくざめ。ほしざめ。【あを

ざめ科】。あをざめ。ねずみざめ。をながざめ。うばざめ。【あぶらざめ科】。かぐらざめ。あぶらざめ。【ねこざめ科】。ねこざめ。【つのざめ科】。つのぢ。【かすざめ科】。ころざめ。かすざめ。【のこぎりざめ科】。のこぎりざめ。【さかたざめ科】。さかたざめ。【しびれゑひ科】。しびれゑひ。【かんきゑひ科】。かんまゑひ。【あかゑひ科】。あかゑひ。よこさゑひ。【とびゑひ科】。とびゑひ。【ぎんざめ科】。ぎんざめ【てうざめ科】。てうざめ。【いとうを科】。いとうを。かはさば。【めぬけだい科】。まつかさうを。ひうちだい。きんめだひ。【すゞき科】。まるか。すゞき。いしなぎ。あら。あかむつ。はた。あかはだ。もよぎはた。きんときだひ。てんぢくぢやく。むつ。しまいさき。いさき。ちびき。たかべ。こせうだひ。いとより。【ひめぢ科】ひめぢ。うみひでひ。【たひ科】。ぶれ。たまめ。くちびだひ。まだひ。ちだひ。くろだひ。へだひ。ひしだひ。たかのは。【あいなめ科】。あいなめ。あぶらめ。くぢめ【かさご科】。かさご。あかう。さんこうぬぬけ。ばらめぬけ。くろそい。めばる。たけのこめばる。をにかさご。みのかさご。【かぢか科】。ごりかぢか。をつをこぜ。きをこぜ。めごち。はりごち。あかごち。かながしら。ほうぼう。つのかながしら。せみほうぼう。【きす科】。みしまをこぜ。をきのぜう。とらぎす。しらぎす。あをぎす。あまだひ。はたはた。【いしもち科】。いしもち。にべ。【あてなし科】。あでなし。【かます科】。かます。【たちのうを科】。たちのうを。さばをたちうを。しろがれうを。がら。【さば科】。さゞば。あぎふらあ。がつを。すま。まぐろ。きはだまぐろ。びんなが。めばち。きつれかつを。そうだがつを。さはら。みさきしいろ。こばんざめ。【かゞみだひ科】。かゞみだひ。まとだひ。【まなかつを科】。まなかつを。【しいら科】。しいら。まんざいだひ。あかまんぼう。【あぢ科】。あぢ。むろあぢ。めあぢ。しまあぢ。ひらあぢ。かくあぢ。えぼだひ。ぎち。ぶり。かんぱち。【かぢき科】。まかぢき。めかぢき。くろかは。ばせうかぢき。【はぜ科】。はぜ。へらはぜ。とびはぜ。むつごろう。あかごち。をいらんごち。ねずつぽ。わらすぼ。【でつこ科】。でつこ。【あんこう科】。あんこう。いざりを。あかぐつ。【ぎんぽ科】。だんなんぎんぽ。ぎんぽ。【あゆご科】。あゆご。ぎはぎ。【にざだひ科】。にざだひ。てんぐはぎ。【いしだひ科】。いしだひ。いしがきだひ。【ぼら科】。ぼら。なめだ。【あかだちうを科】。あかだちうを。【やがら科】。やがら。【かんだひ科】。かんだひ。こぶだひ。あこべら。あをべら。ていす。ぶだひ。あをぶだひ。【うみたなご科】。うみたなご【たら科】。たら。ごまい。すけとうだら。しらす。いたち。【たち科】。ひけいたち。いかなご。【ひらめ科】。をひよう。かんそうびらめ。ひらめ。まこかれい。いしかれい。めいたかれい。したびらめ。【なまづ科】。なまづ。ぎゞ。【ゑそ科】。しまゑそ。あかゑそ。ゑそ。【さけ科】。いわな。いとう。さけ。ます。あけのうを。やまべ。あゆ。こあゆ。さうりうを。わかさぎ。しらうを。【さより科】。だつ。さんま。さより。とびうを。ちんとびうを。【こひ科】。あゆもどき。どぢやう。たかのはどぢやう。うぐひ。もろこ。かはぎす。ひがひ。をいかわ。たなご。にでひ。ふな。わきん。りうきん。らんちう。こひ。ひごひ。【いわい科】。ねずみぎす。せぐろいわし。ゑつ。きびなご。とぶこのしろ。このしろ。いわし。にしん。さつぱ。ひら。うるめいわし。こうせんがます。【をきゞす科】。をきゞす。【うなぎ科】。うなぎ。あなご。はも。うみうなぎ。うつぼ。【たつのをとしご科】。たつのをとしご。やうぢうを。【かははぎ科】。かはゝぎ。うみすゞめ。【ふぐ科】。まふぐ。さばふぐ。とらふぐ。なごやふぐ。こもんふぐ。ぎんふぐ。こゞめふぐ。まんぼう。【やつめうなぎ科】。やつめうなぎ。【めくらうなぎ科】。めくらうなぎ。【ほや科】。ほや。【たこ科】。たこ。いひだこ。あしながだこ。【まいか科】。まいか。もんでういか。やりいか。あふりいか。【するめいか科】。するめいか。【なかにし科】。あかにし。あかにしのたまご。なかにし。なかにしのたまご。【からにし科】。ばい。【たからがい科】。たからがい。【さゞえ科】。さゞえ。にしきうず。やくがい。【あわび科】。あはび。とこぶし。みゝばい。【たにし科】。たにし。【まで科】。まで。あげまき。おほのがい。みるくい。【ばかゞい科】。ばか。しほふき。うばがい。【はまぐり科】。はまぐり。あさり。【あかゞい科】。あかゞい。さるぼう。はいがい。【しゞみ科】。しゞみ。【とりがい科】。とりがい。【しやこ科】。しやこ。ぼたんぢやこ。あふぎぢやこ。【どぶがい科】。どぶがい。かはがい。たがい。【いがい科】。いがい。まるこ。たいらぎ。くろまべ。【あこやがい科】。てうがい。まべ。あこやがい。【ほたてがい科】。ほたてがい。いたらがい。いたやがい。【かき科】。かき。なかゞき。いたぼかき。【いせゑび科】。いせゑび。【ざりがに科】。ざりがに。【しばゑび科】。くろまゑび。あかゑび。しばゑび。てながゑび。たらばゑび。さるゑび。ぬまゑび。【あみ科】。あみ。【がざみ科】。がざみ。【しまがに科】。すわいがに。いばらがに。【しやこ科】。しやこ。【たひのゐ科】。たひのゐ。【なまこ科】。なまこ。きむこ。がぜ。はちぢやうがぜ。まぐそがぜ。【ひとで科】。ひとで。【くらげ科】。ひぜんくらげ。【かつをのゑぼし科】。かつをのゑぼし。【さんご科】。さんご。うみひば。とくさかい。いそさんご。【うみやなぎ科】。うみやなぎ。【うみまつ科】。うみまつ。【いそぎんちやく科】。いそぎんちやく。【みどりいし科】。みどりいし。【びはがらいし科】。びはがらいし。【きゝめいし科】。きゝめいし。【かいめん科】。かいめん。【ほつすがい

科】。ほつすがい。がいろうとうけつ。さろきん。うみなす。

○水産植物の部。【褐藻類】。ほんだはら。やつまたもく。ちがいそ。ほんこんぶ。えながこんぶ。ほそみこんぶ。ちゞめこんぶ。ねこあしこんぶ。わかめ。あんとくめ。かじめ。あらめ。もつく。ふともづく。まつも。ひじき。ながひじき。はゞかり。くろも。おごのり。【紅藻類】。しらも。むかでのり。こめのり。てんくさ。ひらくさ。ひけくさ。きぬくさ。つのまた。ことじつのまた。たんばのり。ほとけのみ。とべら。さいみ。うみぞうめん。いぎす。とさかのり。おほさかのり。ふのり。さつまふのり。やなぎふのり。こぶのり。おほくさ。えご。とりあし。あまのり。なごや。【みろ科】。ながみろ。みろ。ひらみろ。あをさ。あをのり。

ズ井ジム　隨身は。中古以來相將に賜はる護衛の武士なり。後世武治の世となりても。足利。織田。豐臣。德川氏等には皆隨身兵仗を賜へり。然れとも徒に文具を表するのみにして。復中古の如く實に之を賜はりたるには非ざるへし。明治元年兵制を更革するに及て。復た隨身を賜はるの制なし。和訓栞に。吏學指南に。斷ニ約年月ニ賃レ人指使者。名曰ニ隨身ニ。即今典雇する良人也と見えたり。舍人也。劍を帶し弓箭を持て供奉する者をいふ」と見ゆ。右吏學指南に云る賃レ人指使者とは。自ら雇使する所の者にて。此方のとは違へり。稱德天皇の御時。隨身を賜ふの制を勅定せらる。天平神護元年正月二十日勅。如聞衛府官人等。輙隨ニ所レ將兵三五人ニ。任縱行往。復退レ私時。多從ニ已馬ニ。里驚ニ衆目ニ。路擁ニ行人ニ。宿衛禁兵。理不レ可レ然。自今以後給ニ隨身ニ者。長官二人。次官已下一人。若有ニ違者ニ。宜レ科ニ違勅罪ニ。兵亦決杖解却。其三人已上應レ隨レ身者。必先奏聞。聽ニ勅處分ニ（類聚三代格）。さてその隨身のことは。貞丈雜記に。隨身と云は。左近衛。右近衛の官の下役に將曹。府生。番長。近衛などゝ云役人あり。何れも弓をもち。胡籙を負ひ。太刀をはき。大將。中將。少將に付隨かふを隨身と云。左右衛門督。同佐。左右兵衛督。同佐などもめしつるゝ也。」下﨟の御隨身（號近衛也）とは。右の近衛と云役の内五人を。隨身にめしぐせらるゝを。近衛と計唱て。是を下﨟の隨身とて。平の近衛にて輕き隨身也。」假御隨身とは。近衛の御隨身の外に。かりに御ずゐしんを召させらるゝを。かりの隨身と云なり。」と見えたり。今も陸軍將校には從卒一人づゝあり。

ズ井シヤ　水車に二種あり。車の上端より水を流すものと。下端より流すものと是なり。水量多きものは下端に水を流過せしむるも大なる動力を得べく。水量少きも高き所より落る水なれば。車の上端より水を落して大なる効果を得べし。然れども。水量少く落下の距離遠からざるものは。動力大なる能はず。古來の川。その車の運轉する勢にて米を舂き。粉類を引き絲を紡ぎ。近年電力を作る等。すべて人工を省く所の利器なり。天智天皇九年造ニ水碓ニ而冶レ鐵と見えたるは。此物の出來しはしめなり。其後淳和天皇天長六年。大納言良岑安世の奏言に。耕種の利は水田を本となす。水田の難尤旱魃に在り。傳へ聞く。支那の國風に。堰渠の便ならざる所は。多く水車を構へ。水無き地も。之を以て其の利を失はず。本邦の民素より此の備無し。動もすれば焦損に苦む。宜しく民間に下仰して。水車を作備へて。以て農業の資となすべし。其の手を以て轉し。足を以て踏み。牛に服けて廻らす等の如きは。各便宜に隨ふべし。若貧乏の輩の作備ふるに堪へざるが如きあらば。國司作りて給せよ。用を經て破損せば隨て亦修理せんと。天皇之に從て。天下に勅して。水車を作らしむといふ。又水車の一種。水を低き所より高き所に汲上ぐるの用に供するものあり。即ち淀の水車の如き。城の石垣に水車を仕掛け。城内に河水を汲上ぐるの用なり。其の仕掛は車に水桶を付け。其車の下方を河水の流るゝに依りて車を回し。上方に回り行きたる水桶は轉じて下方に向ふ時。其の水を翻す仕掛にて。受器を設けて。其水を受け。樋を以て城内に導くの方法なり。

ズ井ジヤウケイサツ　水上警察は。德川氏の頃。樞要の港灣ニ設ケ。江戸は。向井將監の部下に屬し。船改所を浦賀。八丁堀。新船松町。中川。逆井渡場等に設く。其の番所の下を通行する船舶は戸又は簾を以て覆ふとを得ず。一々之を撤して内部を透見し得る樣になし以て通過したり。當時夫々水上警察規則ありたるべきも。今調へ得ず。明治十年二月西南役起らんとするや。在京同志の者之に應ぜんとし日本橋區思案橋河岸より船に乘り千葉に走らんとして捕へらる。是より警視廳は河海警察規則を創定し。同假出張所を新船松町。金杉新濱町。南品川。深川熊井町に設け。最寄の警察署に分管せしむ。その規則に云く。河海警察は船舶橋梁等の妨害を除去し。河海に關する一切の警察を行ふ者にして。警視署を各要衝の地に設置し。警部。警部補。巡查及船長。水夫等を置き。端艇を常備して巡邏船に充て。特に小蒸汽船二艘を便地に備へ。非常急遽の用に供し。警部は巡邏船を以て管内を巡視し。大水のときは橋梁水岸の防禦を指揮し。巡查は船長。水夫の勤怠を監視し。船長。水夫は巡查の指揮に從ひ。巡邏船を運轉す。而して暴雨大水のときは。非番員をして該署に馳集し命を待たしむ。其巡邏中は公務の外上陸を嚴禁し。船舶碇泊の增減。船名船主船夫の姓名を照查し。擧動異常の者は直ちに船中に就き點檢問糺

スヰシ

し。或は之を該署に拘引す。其私に兵器彈藥其他制禁物品を運送する者も亦同し。諸船に上下し。擧動異常なるものは。船主に告て之を問糺し。碇泊地外に投錨する船舶は之を視察し。鬻貨犯者は之を縛し。其物品を船主に託し。犯人を最近水陸警視署に送付す。難破船あるときは。速かに浦役人に報知し。且近傍船主。船夫をして救助せしめ。船中失火のときは近傍碇泊船に報知し。或は之を指揮して救援せしめ。特に偸盗を視察す。其陸地失火のときは。貨物運搬の船舶を視察し。疑はしき物品を載するものは物主の姓名を糺し。且陸地に追蹤して眞僞を檢す。陷溺者あれは速に之を救援し。浮屍は之を繫留して檢視の順序を爲し。且總て船舶取締規則に違背する者を捕得し。他管下船舶にして定所外より人を上下するものを制止し。其人名住所を問尋し。若し擧動疑しきときは之を捕得し。其川中舟を横へ航路を妨くる者は之を制止し。流木塵芥其他水利の妨害となる者は之を除去し。巡邏中違式詿違罪を犯す者あれば。最近水陸警視署に拘引す。其違詿外の犯人は此限に在らす。而して本則は軍艦外國船に適用せさるものとす。云々とあり。同年八月河海の文字を水上と改む。十二年十月水上警察所を署と改め。本署を新船松町に置く。十四年一月以後。其の名稱を水上巡査屯所と改め。又警察署と改む。明治二十一年十一月十五日警察令第十六號を以て水上取締規則を創定し。警視廳及水上警察署に於て允許すへき者と。東京府廳に於て允許すへき者とを區別す。規則の略に曰く。凡そ河海に建造物を設け。或は竹木等を貯積し。若くは突出するを禁し。繫船杭。筏。木材繫留杭。網干杭。標燈棧橋の建設。改設及修理。水揚器械の設置若くは其位置の變換游泳場の設置。河中に區域を定め木材を埋め。或は之を疊積する等は。水上警察署を經て本廳の允許を受け。一時の掛茶屋。棧敷等を設け。或は足代を設る等其他船舶進水式。神輿巡行。水神祭。川施餓鬼。端艇競漕等の執行。舟筏の通行を止め若くは舟筏通行の停止ある所を通航するは水上警察署の允許を受け。石垣築造。板柵の建設。波止場の築造。波除杭。石垣根留杭。量水標等の建設及ひ以上諸種の修理。改造。水路の浚渫。漁場。採藻場及魚介蕃育の爲めに區域を限り。河海を使用し。或は渡船場を設け或は船舶工事の爲に。沿岸の干潟及ひ寄洲を使用し。或は河中に一時締切を設け。又土砂を掘取すると。水車の建設改造及之を賣買轉授するは。東京府廳の允許を受け。軒簷は三尺以内。日除は河海中に支柱を用ひす。五尺以内水上に出すことを得。繫留杭。標燈。棧橋。網干杭。水揚器械等を撤去し。或は之を轉受せんとする時は。警視廳に上報し。石垣。柵板等を撤去する時は東京府廳の認可を請ひ波止場。波除杭。石垣。根留杭。量水標。漁場。採藻場。渡船場。水車等の廢止は東京府廳の檢査を請ひ。繫船杭。繫留杭。棧橋。標燈。網干杭。水揚器械。游泳場。石垣。波止場。波除杭。石垣。根留杭。量水標。漁場。採藻場。渡船場。水車等設置の上願は落成の期日を記載し。落成の後本廳若くは東京府廳の檢査を請ひ。繫留杭は埋築の際檢査を請はしむ。小名木川。六間堀其他川幅狹隘。通船頻繁の水路に在ては。繫留杭の建設を許さす。繫留杭は允許の年月日及ひ所有者の住所氏名を記載し。筏の大さは長十五間幅二間を限り。筏及ひ木材は繫留杭の外に繫留するを禁し。共同物揚場及ひ渡船場の沿岸には。濫りに船舶を繫留するを禁し。水路に舟筏等を横たへ。或は竝列して通船の妨害を爲すを得す。橋梁若くは堤防の害と爲るへき所に舟筏及ひ木材を繫留し。或は他人の繫留せる舟筏木材を解放し。或は海中に塵芥。瓦礫及ひ禽獸の死屍を投棄し。或は棹を以て護岸建設物其他澪標。水標及ひ橋杭等を突き。又は標杭等に舟。筏。木材を繫留し。或は水底電信線の左右二十間以内に於て漁業。採藻を爲し。或は電信線の號標に舟。筏。木材を繫き。或は其號標を毀棄するを禁す。曳船は永代橋上流大川筋は二艘。南飯田町地先より以北永代下流は三艘。其以南は十艘以下を限り。其他川筋に在ては曳船を爲すを得す。但第一船の曳綱は十間其他は三間を超過するを得す。永代橋下流木標内に船舶を碇泊するを得す。但小廻船艀漁船は此限に在らす。品川臺場以北に碇泊する觸掛りを爲すを得す。夜間點燈せすして乘客及ひ物貨を陸揚し。若くは搭載するを禁し。夜間筏を回漕するは。篝火若くは標燈を揭け。船舶の燈火及航法は十三年第三十五號公布に遵ひ。棧橋に物品を排置し。或は繫船杭に物品を曝乾し。若くは棧橋及ひ物揚場外に於て諸物品を船舶に搭載し。或は陸揚するを禁し。火藥其他破裂質を含有する危害の虞ある物品を搭載せし船舶を碇泊せんとするときは。水上警察署若くは水上巡邏船に上報せしむ。而して之に附するに本則に違背する者は一日以上。三日以下の拘留に處し。或は五錢以上。一圓二十五錢以下の科料に處す。其一般の法律規則に正條あるものは。其本法に從ふの制裁を以てす。又從前の軒簷及ひ日除にして本則の制限に觸るゝもの。軒簷は家屋改造の際。日除は十日以内に除去せしめ。筏。木材。繫留杭の本則に適合せさるものは六十日間に改造。若くは撤去せしむ。又繫留杭に免許の年月日及ひ所有者の氏名を記載せさる者は。十日以内に記入すへし」とす。次で同年十二月二十八日警察令第二十四號を以て。規則中。網干杭。標燈の建設。改設。水揚器械の設置及ひ其位置の變換竝に游泳場を設るは水上警察署の免許を受けしむ（二十四

年十月。訓令甲第四十四號を以て該執行心得を定む。之に前後して各沿海地方に水上警察署又は分署の設置あり。三十一年七月港務局を開港場に置く。遞信省の管理たり。同三十二年四月海港檢疫所を各開港場に置く。內務省の管理たり。【水防隊】堤防橋梁を保護する隊伍を水防組と云ふは。警視廳設置以後の事なり。德川氏以後。現今も其の設なき地方にては管轄地の地方官にて管督し。其の所屬の町村にて人夫費用を支辨し。官よりも之を補助したり。江戶五大橋水防の事は德川氏の頃町奉行の管理なり。維新以後何等の定なかりしが。明治八年九月八日五大橋水防規則を創定す。九年六月九日より出初式を行ふ。十一年七月十五日五大橋水防組を。水上警察出張所の管轄に屬す。十四年二月本署の直管とす。

スヰダウ　水道は。飲用水不便の社會にては。その布設尤も必用にして。一日も忽せにすべからざるなり。承應年間水道布設の工事を起し。以て後世萬衆の汲飲に充つ。其功績實に大なりと云ふべし。天正日記。江戶名所圖會等の書を按するに。天正十八年大久保藤五郎東照公の命を受け。上水地を檢し。井の頭の地水の飲用に適することを具申す。公之を賞し。命して名を主水と改めしめ。且つ水は濁らさるを尙ぶとてモンドをモントと讀ましめ。又池水を以て濤若を芝野に試され。賞翫の餘り宮島の銘ある茶釜を賜ひ。子孫之を傳へ。後世益田孝の所有となれり。主水の子孫は本町に住し。幕府の菓子司たり。後慶長十九年江戶府內に飲用に適すべき水少なく。住民の之れを憂ふるを甚しきを以て。幕府假りに神田明神山岸の水を東北に。山王山本の流水即ち赤坂にありし溜池の水を。西南に流し。此二水を當時飲用水に充てたりと武江年表に見ゆ。また慶寛私記に。元和四年正月阿部四郎五郎正之。命を奉じて江戶御城下の道路を巡見し。水道を沙汰すとあり。然れども府內日々繁昌を極め。此二水を以て供給するに足らず。池沼等の惡水を用ひて不足を補ひ。市人の飲用水に苦しむこと甚しきに至れり。三代將軍家光嘗て西郊に放鷹し。御箭の水の甘冽なるを見て。渠を穿ち之れを府內に引かんとす。改めて井頭池と名く。未だ工事を起さずして薨ぜり。

【玉川上水】多摩川沿岸の人莊右衛門。淸右衛門多摩川の水流を府內に引かんと欲し。其水路を測量して幕府に水道布設の議を建言せり。幕府其擧を好して金七千五百兩を下賜して以て費に充てしむ。是に於て承應二癸巳年正月工事に着手し。明曆元未年四谷大木戶を經て虎の門まで竣工したり。依て兩人に姓玉川を賜ふ。或る書に云く。此の頃は。測量の術いまだ開けず。測量の器械などもなかりしかば。淸右衛門兄弟が。水路の高低を量るには。專ら夜を以て業を取り。役夫をして程近き處には線香を把らせ。程遠き處には提灯を持たせ。彼方此方へ行かしめ。其火光の見えざるを度とし。前に量りし場所を準として尺あて。此の處はかしこより何尺何寸高く。此のところはかしこより何尺何寸低し。此の地は彼の地より何十尺左の方により。彼の處は此の處より何百尺右の方に傾きたり。といふことを審かにし。再三測りこゝろみて。始めて水路となすべき。一つの線を見出し。之れを上水の渠と定めしとぞ。さて玉川上水は四谷大木戶に至り木樋を施して之を二派とし。一は赤坂。麻布兩區の市街に分注し。芝區に達するを麻布上水と稱し。一は直に麴町。京橋。芝三區の市街に注ぎ。靈岸島金杉橋等に至りて海に入る。之を總稱して玉川上水といふ。西多摩郡箱根が崎の狹山か池の水は。其初め玉川上水の助水に用ひしが。後之を廢せり。

【神田上水】は其工事の始め詳かならず。武德編年集成に。大久保某天正中に台命を受て。水道を考へしより。多摩川の清泉を。小石川より引しめられしといへるは。則神田上水なるべし」とあり。同水道は淀橋にて分岐する玉川の分流と。井頭の池水と合して成れるものなり。武江年表に。神田上水は井の頭の池に發し（多摩郡牟禮村）善福寺池（同郡廢寺の舊跡也）妙正寺池（同郡）多摩川の分水等の諸流中。荒井村の末に至り。合して神田上水の助水となる。今其地を落合村といふ（水流落合ふ故の名なり）。牟禮村より落合迄十二村を經て高田村に至り。目白臺の下にて二つに分れ。一流は餘水にして。大洗堰より江戶川に落ち。一流は上水にして小日向を廻り。水府樣御館（今砲兵本廠）の中を東流す。すへて牟禮村より爰に至るの間。樋なくして流るゝを白堀と號す。其水流御茶水掛樋を傳ひ。小川町を經て神田に至る。故に神田上水の名あり。又一筋は神田橋うち龍閑橋より。本銀町本町邊。南は京橋邊。東は本材木町通兩國の邊濱町等に至る。之れを神田上水といふ」といへり。明治三十二年六月より之を廢す。

【千川上水】は武江年表に。延寶。天和の頃。板橋の西の方。練馬の南のかた。石神の池の方より。本郷。淺草及び柳原筋にわけられし水流を千川上水といふ」と見ゆ。元祿年間河村瑞賢が多摩郡仙川村の農德兵衛。太兵衛の兩人を督して。同九年に竣工せしものなり。本鄉湯島等に配水す。其の興廢常ならず。今はこの水道なし。享保七年四月儒官室新助上書して。江戶に引く諸水道を廢せんと乞ふ。其說は明曆年中に江戶へ各所より用水を引くに。溝を穿ち。地力を絕て潤氣を洩し。乾燥を致し。反て

風勢空に虚揚するに依て。明暦前に視れは火災多き旨を辨ず。是に於て幕府其議を容れ。八月十九日千川上水之儀。中興よりかゝり候事に候故。自今相止候間。向々へ可被相達候と觸れ。此時青山。三田兩所及本所上水等を廢止す。其文中に中興と云は。明暦年中をさすなるべし。右の如くなるを以て一時廢溝に屬したれども。明治十三年に至り。亦本樋を用ひて。小石川巣鴨より本郷。下谷の兩區に派流す。以上玉川。神田。千川の水道を東京府三上水といふ。

【三田上水】は玉川上水の分派にして。白金御殿に掛りし水なり。代々木村より澁谷。目黒。白金の諸村及び豐澤村を經て。麻布近傍に供給せしものなりと云ふ。今尙ほ此村々に上水跡と傳ふるもの處々あり。起工の年代は詳かならされとも。元祿十一年白金御殿造營の頃の事なるべし。享保七年同御殿を廢せられし後は。品川領各村の用水に賜ひしと云ふ。是前に云ふ【麻布上水】なるべし。

【青山上水】は玉川上水を四ッ谷大木戸邊にて分水し。南流して青山近傍より。赤坂一ッ木町。麻布龍土町。六本木町及市兵衞町等を經て飯倉町に掛り。其末流は芝新堀に至る。此上水は萬治三年始めて成功したりしが。享保七年に至り停止せらる。

【龜有上水】は元祿年中始めて其工事を起し。本所方面に水を供給したりしが。享保七年に至り廢せらる。是【本所上水】なるべし。以上は即ち東京に於ける水道の沿革にして。蓋し我國に於ける水道事業の嚆矢なるべし。

【德川氏の頃水道費】靑標紙に。「上水御普請金。神田玉川兩上水の普請金は。其年御普請有之候分の御組合入用惣金高を翌年春に至り。兩上水歩割を以引分。取集に成候間。年々百石當りの出銀は不同に候事。」出銀割合高。武家は居屋敷本高。中下屋敷は半高。相對替屋敷は先主之引付高。先主高增に候得は。當主之本高。萬石以上之半高。竝居屋敷。中下屋敷上水附にて候得は。相對替小屋敷にても本高。都ていづれの屋しきにても壹ヶ所。上水附屋しきに候へは。本高。且中立之品に寄。御評議有之出銀高極り候儀も有之候。町方は小間貳間百石。新規升願濟は半減。四間百石。」

【水銀】神田玉川兩上水年々水銀取集。水銀納方。武家は右御普請金高之通。町方は玉川之方小間一間に付錢十一文づゝ。神田之方は小間二間百石。新規升は半減。拾萬石まて百石に付銀貳分貳厘。二拾萬石より三十萬石まて百石に付銀壹分五厘三毛三絲。三十萬石より五十萬石まて百石に付銀壹分貳厘。五十萬石以上百石に付銀八厘六毛六絲六忽六微とあり。

【水道の管理】德川幕府のとき水道を管するに。道奉行を以て支配せしめしが。寛文六丙午年正月始めて上水奉行を置く。元祿六癸酉年七月十三日。又道奉行兩水道支配兼務の儀を市中に達す。神田上水。玉川上水。兩水道共。道奉行衆御支配被仰付候間。向後水道之儀に付御訴訟仕候儀有之候はゝ。道奉行衆へ申達。御差圖を請可申候。此旨町中不殘可相觸候。然るに元文四年八月二日に至り。町奉行は右兩水道を支配し。道奉行は道はかり支配可致旨達あり。其一日を隔て同月三日。最前玉川。神田上水道修繕を負擔する者へ譴責ありし由。其頃の遺記あり。曰く。玉川正右衞門。玉川淸右衞門。右之者共上水請負罷在候處。年々相滯り。諸人及難儀。此段者畢竟不精なる故之儀に候。依之閉門被仰付候。玉川上水。神田上水之儀。向後町奉行之支配被仰付（令條錄）。又同月（闕日）。水道支配之儀を達書あり。名主長瀨川伊左衞門。名主茂兵衞右兩人へ。向後上水御用可相勤旨。尤町年寄三人差圖を請。玉川上水相違無之樣可仕旨被仰付候。一右之通玉川上水町奉行所之支配被仰付候に付。町年寄以來上水支配可相勤旨。依之御扶持方七人分宛被下置候（憲教類典）。又町奉行へ町年寄より出す舊記の謄書に曰。町年寄樽與左衞門。奈良屋市右衞門。喜多村彥右衞門。先年上水掛相勤候節。百俵被下候儀三人同斷。明和六年に止み候事。」此數條を勘すれは。前に云ふ所と符合す。其給員稍異同あるも。要するに。上水掛は元文年中より官令を受け。相續て明和六年に至て止むものとす。然るに同年普請奉行より年番町名主共へ申渡あり。曰。玉川上水水役請負名主茂兵衞。伊左衞門。神田上水水見役町人源六。作兵衞。此度役筋請負共相止候事（永久錄）。憶ふに明和五年は普請奉行へ水道道方を管理の新命あれは。同六年改革ありて。此令を施行すると見えたり（以上德川禁令考）。明治二年二月。神田。玉川兩上水普請の儀會計官に於て取扱ひ來りし處。同四年十一月東京府に屬し。皇城内御用水竝水源の水配のみは土木寮にて取扱ふ事となれり。「水道普請」の事は元祿八乙亥年六月玉川上水道普請諸入用高割書定書に。玉川上水道（是は赤坂紀伊國坂。大戸樋溜池端石垣戸樋。溜池廻り大戸樋。修復。竝竹簀蓋普請入用）。金八百三十兩餘。十四分。金七百七拾八兩餘。諸大名。旗本より出る。壹ッ分。金五十五兩餘。町方より出る。此割付（百石より三十萬石以上まて割付詳載す。上文に詳なれは畧す）。右入用割合前々より如此之割付之由水道奉行より申來候」とあり。當時神田上水修繕諸費は未だ官費を以て支辨せしが。寛延二己巳年十一月神田上水沿路費給割合方の節。神田上水大洗堰より參河町壹丁目河岸石垣竝木樋等。從古來公儀御入用を以御修復有之候得共。當七月晦日以來玉川之通御組合普請に相成候間。自今新規修復共。

スヰタ
スヰタ

町方は小間貳間に付高百石之積り割合出銀有之事に候。尤武家方へも此度右之趣申渡候條。此旨可被相心得候「との觸書あるを見れば。寛延に至り玉川神田兩上水とも其諸費は水道筋一般人民の負擔となりしものなり。然るに明治十七年五月十日東京府の布達に。玉川神田兩上水井及玉川分水圦樋の起廢改造修繕等各自に於て扱來候處。自今總て當廳土木課に於て施行候條。左の條々相心得出願すへし○出願人心得。第一條　新に上水井を設んとする者は竝井吹井の區別竝樋井側等構造の概略と材料の種類を記し其地の圖面を添へ願書二通を差出すへし（但在來の竝井及吹井より更に呼井を設る者も本文に準す）○第二條　上水井及玉川分水圦樋の改造修繕廢毀をなさんとするものは工事方法の概略と材料の種類を記して願書二通を差出すへし○第三條　出願人は當廳土木課に於て定る所の工費豫算高を起工期日前に納付すへし○第四條　工事落成後入費の豫算納付高に過不足を生するときは其過額は返付し不足額は追納せしむ」とあり。以來右の趣きを以て取扱ふといふ【水道取締の事】徳川幕府のとき。正德三癸巳年八月はしめて水道取締の令あり。徳川禁令考に。上水道高札（玉川上水道。天龍寺千駄ヶ谷。四ッ谷大木戸。極堤より赤坂溜池廻り。紀伊國坂迄。十一个所）。定。此上水道において。魚鳥をとり。水をあび。ちりあくたをすて。物をあらふ輩あらは。曲事たるへきもの也。八月（玉川上水道。代々木村より高井戸まて六个所）。定。此上水道において。魚鳥をとり。水をあび。ちりあくたをすて。物をあらふへからさる事。上水道に兩ヶ輪三間通り。有來下草苗木。一切きりとるましき事。兩ヶ輪三間通りの内人馬通るましき事右條々於相背者曲事たるへき者也。八月（神田上水道。金杉橋際。金剛寺坂下。大六天前。小日向村服部坂下。音羽町橋際。關口村大洗關（大洗堰是なり）。曾我周防守屋敷前。高田橋際。下落合村橋際。戸塚村橋際）。定。此上水道において魚鳥をとり。水をあび。ちりあくたを捨る輩あらは曲事たるへき者也。」明治以後東京府下は明治十一年十月警視廳布達甲第五十七號を以て。神田玉川兩上水取締禁例を定め。同十四年五月千川上水取締禁例を定む。十二年二月二十六日警視廳布達違式罪目第七十六條に。神田玉川兩上水取締禁例に違背する者の罪目を定められ。明治十一年五月警視廳乙第十八號を以て。飲料水注意法を設け。十年十月警視廳丙第五號を以て。飲料水運搬船心得。及同十四年十二月。警察令第九號を以て飲料水營業取締規則を定め。衞生の法を注意す。横濱市に在ては明治十八年四月起工。二十年十月竣工。相模川の上流を引きて上水を供給し。始て。專用栓。共用栓及び防火栓を製す。英人パルマーの設計なり。長崎水道は明治二十二年二月起工。同二十四年四月竣工す。大阪は同三十二年八月起工。同二十八年十月竣工。淀川の水を以て上水を供給し。東京は三十三年十月より漸次市街に給水したり。二十三年二月法律第九號を以て水道條例を定め。市及郡。組合町村を以て。府縣及内務大臣監督の下に水道の布設を許し。之か爲めに土地の收用を許し。共用栓及び防火栓を設くるを命したり。

スヰッツルランド　瑞西は。又瑞士（スヰッス）とも云ふ。歐洲の一共和國なり。山水明媚にして。工業殊に時計其他の器械製造に名あり。文久三年十二月始めて修好條約を結ぶ。慶應三年三月改稅約書を交換し。明治二十九年十一月。條約改正に付。新條約を締結す。

スヰバ　水馬。（スヰエイを見よ）

スヰバウ　水防。（スヰジヤウケイサツを見よ）

スヰレム　水練。（スヰエイを見よ）

スヱーデム　瑞典は。今上天皇明治元年五月晦日。外國官副知事兼神奈川裁判所總督東久世通禧をして。瑞典。那耳回國（二國一主）と條約交換の事を掌らしむ。三年十一月七日。瑞典。那耳回國と條約書を交換す。明治三十年七月より條約改正あり。

セ之部

セイ　姓。（ウヂを見よ）

セイカウ　成功は。財を以て官位を賣ることとなり。官制沿革畧史に云く。延喜。天暦以來。紀綱廢頽して。國用支給せず。此に於て諸國人民の資を收めて。任官叙位せられしが。白河。堀河の頃の御世に至ては。此流弊盛になりぬ。其始を按するに。元正天皇の養老五年六月に。内外文武散位六位以下。及び動位。竝に五位以上の子孫。竝に資を納れて番考を成さしめたる者。還て衣食に乏しきにより。之れを止むべき旨。太政官より奏言ありし旨を載せたれば。錢財を收めて官に就かしめたる濫觴は。既に此より以前にありとや云はまし。（按するに。當時。又【續勞錢】の制あり。續勞とは。もと官人が理を以て解任したる者。考滿の年に及ぶまでは。國府へ出仕せし事なるが。後には。定額外の散位は。錢を納れて出仕せず。これを續勞錢と

云ふ。本文に云ふ所と相似たれば。恐らくは同事ならん」。叙位の事に於ては。養老六年。民に募り穀を出さしめ。鎮所に運輸せしむ。道の遠近を程りて差をなす。遠きは二千斛。次に三千斛。近きは四千斛にして。外從五位下を授くと見えたるを始とす。錢を納れたるは。聖武天皇の天平勝寶元年五月。從七位上陽侯史令珍等四人。各錢千貫を貢せるを以て。並に外從五位下を授くとあるが始なり。その後。蓄糗を出して窮乏を資け。私稻墾田を。當國の國分寺に納る類。多くは從五位以下に叙せられたり。此等賞與に係れる事にはあれど。後世私資を納れて。爵位を買ふの濫觴なり（以上續日本紀）。桓武天皇延曆十六年六月。錢を輸して爵を求むる事を禁ぜらる（類聚國史）。同十九年二月の太政官符に。頃年錢を納るに。例として五品に叙せり。今聞く殷富の民。多く錢貨を貯へて。藏鏹萬計。或は腐爛に至ると。是を以て官符力に信せて鑄作を輟むる事無けれども。京畿錢乏しくして。未だ民間に布かず。其百姓。錢を納めて以て爵位を求むる事は。自今以後。嚴に禁止を加へ。更に然らしむる事莫れ（類聚三代格）とあるを見れば。此弊稍く盛なりし事を知る可し。これより數世を經て。醍醐天皇の延喜十四年四月。三善清行の意見封事十二箇條の中に。贖勞人を以て。諸國の檢非違使。及弩師に補任する事を停めんと請ふ條ありて。文中に。今此職に任ずる者。皆是當國の百姓。贖勞料を納れたる者なり。徒に公俸を費し。差役に堪へず。空く其名を帶び。曾て其器に非ず。亦猶畫餅の食ふ可らず。木吏の言ふこと能はさるが如しとある。贖勞料は。前擧る所の散位の續勞錢を先蹤として（前に續勞とあるは。散位の勞の續く意なるを。此に贖勞と文字を易へたるは。差役の勞を贖ふ事になれる故にもある可し）。當時はたゞ錢を收めて。官を求むる事を。かく稱せるものゝ如し。爾後。天曆十一年十二月。菅原文時封事三箇條の中にも。賣官を停めんと請ふ條あり。云く。時に財を以て人を官する事あり。公家は以爲らく。國用を助くと。衆庶は以爲らく天工を輕んずと。是に於て功勞の臣自ら退き。聚歛の輩爭ひ進む云々とありて。其言極めて懇切なり（本朝文粹）。かゝれば延曆。天曆の頃。既にこれを以て。國用を助る方法としたり。當時賣られたる官は。何なる事を知らずと雖も。類聚三代格に見えたる。昌泰四年播磨國解に。此國の百姓。過半是六衞府の官人。宿衞と稱して課役に備らず。又延喜二年但馬國解に。此國にて。資產ありて。事に從ふに堪ふ可き輩。既に諸衞府舍人を帶ぶと見えて。諸國に。衞府の舍人（衞府舍人とは。近衞。兵衞。門部を云ふ）の多かりけんは。賣りたる故ならんか（年々隨筆）。爾後。藤原氏朝權を專らとしてより。諸國に私有の莊園充滿し。國司私利を專らとし。下を責めて上に納めざりしにより。朝家の大藏。及び諸國の官倉。概れ空乏に屬せしかば。造宮。造寺。其他何事にもあれ。臨時の公用ある時は。私物を徵納して。其功を成し。官を申し請ふ。これを【成功】と稱せり。又國司の任期盡るに臨み。奏して再任を請ひ。費用を供して。造營等に備ふるを。重任の功と云り。さるは後世の弊風なるにより。後三條天皇の時。停止せられし事有けれども。遂に行はれざりき（續古事談。神皇正統記には。白河院以來。代毎に御願寺を建らるゝ造作の爲に。諸國の重任多くなりて。受領の功過も正しからすと云へり）。今舊記を涉獵して。目に觸れたる成功重任の一二を擧げば。一條天皇の時。丹波守業遠。羅生門を造る功によりて。重任を遂げ（日本紀略。弘寬元閏九五）。堀河天皇の時。近江守藤原良兼。受領の功によりて祇園の御塔を造進し（殿曆。承德元十五）。鳥羽天皇の時。賀茂社燒亡により。廻廊。中門等の造營に。成功の輩を募り（長秋記。元永十一十五）。崇德天皇の時。安藝守資盛の重任の功により。百體の大威德の像を造進し（同書。大治四十二十九日。記者の評に。非御產非御惱。平生無爲人。無故依一日祈。募一任功。誠是國弊世損也と云り）。伊賀守光房重任の功により。齋院の御所となるべき大膳職を造り（中右記。長承三二十二）。高倉天皇の時。中宮御產用途料を進納せしめし爲に成功を募り（山槐記。治承二六二十八）。又臨時の御祈あらんとして。兵衞尉一人を任じ。其功五萬匹を以て費に充らるゝ（源平盛衰記二十五）が如き。其他枚擧に暇あらず。かゝれば爵位に至ては。其進納の多きに任せて。五位以上をも授けられけん事は。今昔物語（二十七）に。東國の人榮爵を買はんとて上京せし由を擧げ。朝野群載（十二）に載せたる位記の端書の例に。國用を標して。肆二勤南畝一。盡二力東波一。（坡の僞ならん）終二傾家資一。以助二國用一云々（これは。務農に托して。叙位の典を述べたる者ならん）とあるにて知られたり。石原正明云。本朝文粹に。大江匡衡朝臣の美濃守を望申狀に。匡衡爲二尾張守一之時云々。又依二官符宣旨一。修二造國分二寺一。神社。諸定額寺十二箇所。不レ申二請官物一。別進二造伊勢豐受宮之料米五百斛一。造宜陽殿料准穎十餘萬束一。依二官符宣旨一。藏人所召一。所レ交二易進絹二百餘疋一等。不レ立二用公帳一。皆是諸國史之誇レ功稱レ雄之事也」とあるを以て思へば。此事。始は受領など。何となく土木の功をなし。召るゝ物奉り置て。重れて熟國溫議など望むたつきにせし物なりしを。用度年を經て乏く。造營日を逐て多くなりしかば。孫吏に一分。二分の輩を催しても。募らるゝ事になりけん。されど白河院。鳥羽院などの時までは。必ず缺に依らるゝ事にて。朝野群載に載せたる申狀とも。皆其定なり。衞府尉。諸司三分

セイカ

を無員數にして。成功を慕らるゝ樣になりしも。いつの程よりならん。未考得ず。若は。後白河院などの御意にはあらざるか。一人二人づゝ漸に數增て。さはやかに。いつよりといふ事は無なる可し（年々隨筆）。文治以來。諸國に守護地頭を置しより諸國の職役大方無役となりしかば。成功の方法を措ては。臨時の費用を支ふ可き由なきに至れり。此に於て。後嵯峨天皇の寛元の頃は。除目の度每に。四府の尉各十二三人づゝ任ぜらる。又治部丞五人。一度に任ぜられし事も有ければ。公事每度被レ行ニ成功之任一。雖レ知ニ末世之至一。猶々可レ悲と云ひ。又靭負尉以下。無量無數」など慷慨せし旨。民部卿平經高の平戶記に見ゆ（近世までの人名に。某兵衞。某衞門と稱せるが多きは。此故なり）。石原正明云。朝野群載に見えたる申文どもは。諸大夫。侍。然るべき人にて。望外の職に轉じ。次序を守らずして超越するなど樣の事なるを。彼無量無數の成功に至ては。行事官より。諸國に觸て。富豪の百姓に慕りたる物なれば。昨日まで庄官。里長の沓取し者も。今日は正六位上左衞門尉となりて。弓胡簶など勢たちありくは。いとゞ濫りにて。止み難き勢とは云ひながら。悲しきわざなり。成功の數多くなれば。自ら物も多くは出さぬ樣になり。物多く出さねば。任人の彌々增して。四府の尉。諸司の三分。天下に滿々たり云々（年々隨筆）。其成功に依りて。物を獻ぜし狀は。堀河天皇の建和五年十一月一日の本朝世紀除目の條に。武藏守源顯俊。八百匹。獻ニ中堂食堂功一。筑後權守藤原定時。造尊勝寺行事所レ進九百匹功。など見えしは（本朝世紀）。國守の成功なるが。武家執政の世となりて。後深草天皇の寶治。建長の頃には。其獻物の數稍定りありし事なり。其は靭負尉は八百匹。兵衞尉は四百匹。諸司の三分は二百疋に過ぎずと。葉黃記に見ゆ。又後宇多天皇の弘安十年四月十一日の勘仲記には。成功員數事と標して。八省丞七百疋（但民部丞千五百疋）。諸司助千五百疋。同允五百疋。諸國權守千五百疋。近衞將監八百疋。靭負尉千五百疋。兵衞尉千疋。馬允六百疋。叙爵千五百疋（以上追定）。法眼千五百疋。法橋千疋と見えて。僅四十年に過ぎざる程に。獻物の數の甚增加したるは。同記に。近年減少之間。有ニ與行之御沙汰一と見えたる故なるべけれど。彌益に國用の乏しくなれるに依る緣もあるべし。此頃となりては。大方武士の官を申請せるを。幕府より執奏せる者なるが。足利の世より。亂世を經て。德川の世に至りても。同じ狀なり。但し足利以下の世は。古への成功の例にあらずして。申請せる官位の拜禮として獻物せるさまなりき。德川の世となりての例の一二を擧げば。寛永の頃。武家の敍位。任官の禮物として。宰相成に御太刀折紙料銀五十枚。中將成黃金三枚。少將成銀三十枚。侍從成に銀三十枚（國取は五十枚）。諸大夫は黃金一枚。從三位成は黃金三枚。四位成は黃金一枚 此他。仙洞。女院。女御を始め。上卿職事以下の官人。上臈。長橋局の類。それぐに贈遺の物ありしなり（德川以下官物記）。以上官制沿革略史に記す所なり。同じく德川氏の頃。御抱へ人の株は其の職に依りて賣買され。其の名を組頭に屆出れば事濟みたるなり。又お徒の如きは世襲のものと。お抱への者と二種ありて。後者の株は賣買されたり。又名主の株の如きも。處に依り賣買されたり。是等は事實は賣買なれども。表面上は之を買ひたる者。先任者の姓をも繼ぎて相續人となる事なり。

セイカウ　精好は。絹布の織方の名目なり。和訓栞に。絹に精好の名目あるは。延喜格に調庸絹禁ニ粗惡一とある義なり。大精好。小精好の名あり。庭訓に丹後精好。美濃上品。尾張八丈と見ゆ。美濃の精好は新六帖に。みのゝひろきぬとよめる是なり。新猿樂記に。美濃八丈とも。神鳳抄に。美濃國長絹とも見えたり」とあり。工藝志料に。精好は。經緯並に練絲を以て織るあり。經は練絲にして。緯は生絲を用ひるあり。此の製や何の時に始まるを知らず。延久年間の書に精好を記して以て近世の製と爲す。其の上古に出づるに非らざること以て見るべし。京師の織工能くこれを織出す。而して後丹後の織工も亦能くこれを製す（北條氏の時丹後の織工殊に盛に精好を製す）。是を丹後精好といふ。應仁元年（二千百二十七年）京師亂あり。而して。後其の業漸く廢す。既にして丹後も亦廢す。天正年間。京師の織工復精好を製す（是より先。周防の山口。和泉の堺の織工これを製せしなるへし。然れども史冊に於て所見なし）。而して近時に至る。明治初年。上野の桐生の織工。始めて精好を製す。數年にして業を廢す。京師も亦廢す。京師。桐生並に業を廢するとは。服制の改定に依るなり」と見ゆ。右和訓栞にいふ所の精好は。粗惡に對するより云る名に似たり。裝束の料に用ふる精好は。工藝志料にいふ所のごとし。

セイカムロム　征韓論。明治維新使を朝鮮に遣はして。好を修めんとせしに。彼れ却りて無禮の振舞ありければ（テウセム參看）。明治六年。西鄕隆盛。江藤新平。板垣退助。後藤象次郎等。征韓論を唱へ。岩倉具視。木戶孝允。大久保利通等は之を非として。廟議二派に別れしが。西鄕等其意思の達せざりしを以て。遂に官を辭するに至れり。

セイグワ　清華。（セッケ。クゲ。シチセイグワを見よ）

ゼイクワム　稅關は。海外貿易の商品の輸出入を檢覈し。其物品の兩國の

條約及び本國法に違反するなきや。將た其商品の種類。量目を檢して課税し。不正手段によりて免税及び脱税を計るものを制止し。是に關する警察事務を併せ行ふものとす。我國徳川氏の世にありて。外國貿易の狀況は。グヮイコクボウエキの條に載せたり。當時外國船は幕府授與の信牌を有するにあらされは。來て通商するを許さゝりしにより。漂着の狀を粧ふて。密賣に來れる者あり。禁を犯すものは罰金を科したり。是を以て長崎には高所に遠見番を立て。望遠鏡を具へて沖を見張り。如何なる船にても近海に見ゆれは。合圖を以て奉行所に報す。當時支那船は船の形も帆の形も四角にして。西洋船は上檣の帆小く。下檣の帆大ければ尖れり。故に能く見分けを付け得るなり。攘夷の頃には。黑田侯と。鍋島侯と。長崎の護衞を承り。港内に藏屋敷を設けて重臣を派し。主侯も時々來りしとあり。隔年兩侯にて兵卒を出し。防禦に任じたり。其の時より。和蘭船は港外の沖合に常に碇泊し居りて。外國船見ゆる時は。其報知として號砲を放つ。番士の面々は之を聞きて部署に就くと云ふ順序なり。外國船入港するものは兼て渡し置く日本の旗を揭げて來り。當方よりも役人が船に同樣の旗を揭げて檢分に赴くの順序なるが。支那船は是等の事なし。唯々御用銅船と云ふ意味の支那文の旗を建てゝ來れり。唐船入港の時は其の船の大小により小船九隻より十三隻を出し之を曳入れ。その投錨を待て地役人。通事など船に乘りて檢分に赴き。信牌を檢し。乘員及び積荷の目錄を徵す。夜も晝も入港次第直ちに檢分に赴くなり。着船の當日は船長及び役員の外上陸するを許さず。又荷上げ前は番船を付けて。之を見張らしむ。出帆の節港外にて風待する時も同樣なり。乘組人は大概毎船百人位なり。船は大概一回に來りて貿易せり。春季は冬至頃來りて。四月の末歸り。秋季は夏の末來りて秋歸る。【荷藏】扇嶼に沿ふて海中に新地(今の新島町)を作り。倉庫を建て。橋を以てこれに往來を通ぜしめ。庫の開閉は奉行所の役人其鍵を持行くに非れば出來ず。是等の新地及び倉庫は官より港内の商人に命じ。埋立建築せしめたるものにて。其の倉敷料は商賣の益金の内より奉行所にて持主に支給す。輸入の荷物は一時皆之に入れ。扱通事をして唐商と價を議せしめ。了て之を引取るなり。賣れ殘の品は積返らしむるを法とすれども。後には來回まで殘し置くことを許したり。但蘭商人には之を許さゞりしと云ふ。【税關】運上所にては改所を諸所に置き。此を通らざれば外人の出入するとを得ざらしむ。地役人等左右に詰居る三尺程の間を内外人とも通りて唐館へ出入す。船より唐館に入る時も。唐館より町へ往く時も。其返りも各々檢査したり。手荷物などに隱して商品を密輸入する者など甚多かりき。唐人の墓參又は遊女町に至るは。届をなして役人附添ひ往くなり。唐館の所在地即ち扇嶼に至るには。出入とも一々嚴重なる檢査あり。捜り番なる者ありて。大通事以上の役人の外は悉く懷中を改む。奉行によりて嚴緩ありと雖も。大概は外部より懷を一寸觸るゝ位なりき。不正の貨物は之を沒收して。全額を捜り番に給するの定なれば賄賂も行はれず。嚴に取締の方法は立ちぬ。又支那人の中に捜り番の犬を勤むる者往々ありて。之に金を與へて探偵せしむる時は。何某が今日如何なる方法にて金を持ち行くなど密告したり。商館へは日本人の往くとを禁ぜり。商賣は凡て役所へ商品を持來り。五ヶ所の商人入札して買取るものなれば。直接に唐館に往來するの必要なかりしなり。

寛永十年人民の直接賣買を禁し。唐船一切の貨物は之を官に買上け。條銅を拂渡ししも。銅の減するにより。多く海産物。生絲にて拂渡せり。奉行所には目利役ありて。輸入品を檢し。商船の船主と共に輸出品の價を評定す。而して漁夫。魚商は海産物を官に致すを好ます。是に於てか密に市に賣る者を罰したり。且輸入品は競賣を以て入札せしめ。入札の結果原價の三十五割乃至八十割となれり。其落札者は代金の外百分の三を長崎會所に納む。之を三分掛り銀といふ。」明治三年商船規則を定め。免許なき船舶の交通を禁す。其他開港及關税に關する規則はカイコウ。クワンゼイの條に詳なり。而して其の税關の管轄を定めたるは。」明治二十三年九月。勅令第二百四號にして。同令に横濱。大阪。神戸。長崎。新潟。函館の税關。各最寄の地を管轄せしめ。二十六年十月。又税關支署及監視署の位置を改定す。三十年六月。勅令第二百二號を以て。税關官制を改め。又明治三十二年四月。勅令第百六十一號。税關官制を改訂す。其要は税關を以て大藏大臣の管理する所とし。關税。噸税。及税關諸收入の事務。保税倉庫。船舶貨物の取締。及以上の税法違反者の處分。酒。醬油。煙草輸出交附金の事務を掌るものにして。右税關には税關長一人。事務官八人。監視官四人。鑑定官十二人(以上奏任)。事務官補三百十二人。監視七十七人。鑑定官補百十七人。監吏六百八十人。技手三十三人(以上判任)とせり。

セイグワム 請願。人民各自の利害に關し。行政上の處分を請願することは。別に規程なかりしが。明治に入り民間の政熱加はるに從ひ。明治十三年には國會開設願望有志會の如きもの起り。國會開設の請願書を太政官又は元老院へ呈し却下せられしより。國會請願の聲は囂々として高く。明治十五年に入りては請願

の途なきが故に天皇陛下へ哀願すべしとの風說傳はりたれば。政府は茲に始めて明治十五年十二月十二日。太政官布告第五十八號を以て。請願規則を發布し。請願の途を開けり。帝國議會開けてより。議院法に請願の手續きを規定し。議院に受理するとに改正せらる（ソクワム參看）。

セイシ　誓詞。（キシヤウ。セムセイを見よ）

セイダウ　聖堂。（ガクカウを見よ）

セイタウ　政黨。東京經濟雜誌第千七十三號以下に揭ぐる所詳なるを以て。之を抄出す。云く。【國會開設の大詔以前】明治維新の以前。日本に政黨なる者なし。將軍德川慶喜大政を奉還し。天皇親政の世となり。明治元年の二月三日。新政府は三職八局の制を發表すると同時に。徵士の制を設けて。諸藩士及都鄙の賢才を拔擢するに公議を用ひ。且つ大藩三員。中藩二員。小藩一員の貢士を出して。國事を議するの任に當らしめ。此の制度を發表する文中「輿論公議を執るを旨とす。」と記せしは。我日本に於て輿論公議の字を用ひたる嚆矢にして。其年三月十四日を以て發布せられたる有名なる五ケ條の御誓文中にも。「廣く會議を興し。萬機公論に決す可し」と云ひ。「上下心を一にして盛に經綸を行ふ可し」と有りしが。しかも當時に於ては未だ公論を代表す可き政黨なく。上下心を一にすべき機關を具備するに違あらざりき。而して五ケ條の御誓文は國是の大本となり。萬機を公論に決するの方針は。着々新政府の施政の上に現はれ。明治二年一月十八日には。大小侯伯。中下大夫及び上士を東京に召集し。同年三月には各府。藩。縣の正。權大參事より選出したる議員を以て集議院を設くることを發布し。爾後屢々官制を改革し。或は上局會議を開きて重大の政務を決し。或は左院を設けて立法の事を掌らしめしが。要するに輿論公議を以て國務を行ふの方針のみ確定せられて。未だ公議輿論を代表す可き政黨なる者あらざりき。其の政黨の我國に萌芽せしは。明治六年十月征韓論衝突の結果。在朝有力の政治家二分して。其の一半の民間に下りしに始まる。其の民間に下りたる西郷隆盛。副島種臣。板垣退助。後藤象次郎。江藤新平の五參議は。權を朝廷に失ふたるが爲めに。力を民間に養はざる可らざるに至り。西郷は去りて鹿兒島に歸りしも。他の四名は猶東京に留まり。偶々英國より歸朝したる小室信夫。古澤滋が英國風の議院を日本に建つるの議を首唱せしを聞て之を容れ。尙前東京府知事由利公正及び土佐の人岡本健三郞と謀り。翌明治七年一月十八日を以て。以上の八名連署して民撰議院設立の建白書を左院に出すと同時に。愛國公黨と稱する一政黨を組織したり。」愛國公黨は日本政黨の元祖にして。副島。板垣。後藤。江藤。由利。小室。古澤。岡本の八名に依りて設立せられ。其の「愛國公黨本誓」と題する宣言書の世に公けにせらるゝや。一時天下の耳目を聳動したり。」然るに此の愛國公黨を發表したる後。間もなく其の首唱者の一人たる江藤新平が鄕里佐賀に歸へり。新政を喜ばざる過激の少年子弟に擁せられて。遂に兵を擧ぐるの止むを得ざるに至り。事成らずして斬に處せられしが爲めに。折角發表せられたる愛國公黨は未だ何等の運動をもなさゞるの前に立ち消えとなり。其の首唱者の一人板垣退助は中央に於て政黨を組織するの容易ならざるを見て。其年の三月古澤滋を隨へて。鄕里高知に歸り。此に立志社を設立したり。是れ地方政社の元祖にして。是れより以後各地に種々の政社を生じたり。」地方政社は各地に勃興したるも。愛國公黨は既に立ち消えの姿となり。此の地方政社を連結したる大政黨なきを以て。明治八年一月を期して。愛國社なる者を設立すべく。土佐の立志社員を中心として。各地方の有志者は大阪に集まれり。福岡孝弟。岡本健三郞。小室信夫。井上高格等は板垣退助と共に熱心に之れが設立の事務を執り。小室信夫が設立したる德島の自助社員は切に板垣等の來遊を望み來りければ。板垣は西山志澄。片岡健吉。古澤滋を隨へて德島に赴けり。是れ政黨員が地方遊說の嚆矢なり。かくて板垣等が愛國社の設立に餘念なかりし明治八年の初。前大藏大輔井上馨は小室。古澤を通して板垣に近づき。木戶孝允及び大久保利通。伊藤博文と板垣との間を調停し。所謂大阪會議なる者を開て。政治改革の方案を議し。林有造。西山志澄。片岡健吉等が切に反對したるにも拘はらず。板垣は飄然入閣の意を決しければ。折角設立せし愛國社は愛國公黨と同じく立ち消えの姿となれり。其後西南の變亂起り。引續き林有造。片岡健吉等を始め。有力なる立志社員十數名の入獄を見るに至りて。政黨の發達は大いに阻害せられたり。」折角設立せられ。未だ何事をも爲さゞるの前。二回迄も立ち消えとなりたる板垣等の國家的政黨は。明治十一年を以て愈々其の運動を開始したり。」明治十一年四月。板垣退助は憤然として愛國社の再興を企て。先づ杉田定一。栗原亮一。植木枝盛。安岡道太郞をして。手を分ちて地方を遊說せしめ。同年九月大阪に於て大集會を開き。遂に愛國社を再興したり。」此の再興せられたる愛國社に付て。特に注意すべきは。第一に此社に加入する者は。地方團體の代表者に限りし事是れなり。蓋し當時の政府は盛に探偵を放ちしが故に。個人の入社を許す時は。探偵の侵入を防ぐの道なかりしが爲めなり。而して杉田定一。栗原亮一。竹內正志等は個人

にして地方團體を代表せざりしかば。愛國社の創立に盡力したる効績多かりしにも拘はらず。斷然入社を拒絶せられたり。」第二に注意すべきは。此の團結の目的が國會開設に在りし事是れなり。九州及び中國の代表者は。條約改正を目的とすべしと論ずる者も有りしが。當時天下の大勢は國會開設に傾きければ。愛國社は斷然國會開設黨を以て社會に現はれたり。蓋し彼等の間には。國會を開て何事を爲す可きかを考へし者誠に少數なりしも。唯我邦の專制政體を變じて。國會政治と爲す可しとは。彼等が單純なる理想にして。彼等は此の單純なる理想を以て天下を風靡したりしなり。」明治十二年三月。愛國社の第二大會は大阪に開かれぬ。十八縣の有志者。二十一社を代表して來會せり。同年十一月の會合に於て國會請願書の捧呈。地方遊說員派遣の二條を決議し。翌十三年の三月を以て大會を開きたる時は。同盟政社二十七社に及び。國會請願の氣運は既に天下を席捲するの勢ありき。」岡山縣の有志者は。國會開設請願先登として。明治十三年一月を以て建白書を元老院に捧呈せり。之に次て福岡共愛會は國會開設及び條約改正の二件を元老院に建白せり。愛國社の選定したる國會開設請願委員河野廣中。片岡健吉は二府二十二縣の總代九十七名。請願人八萬七千人の總代として。太政官及び元老院に國會開設請願書を捧呈せり。河野。片岡の捧呈したる請願書は。天皇陛下に對して國會開設を請願する者なりければ。之を受理すべき成規なしとの理由を以て却下せしも。是よりして天下の大勢は國會開設に傾き。請願運動は一層盛に行はるゝに至れり。」愛國社は十三年三月の大會を以て。其名を改めて國會開設願望有志會となし。次で國會期成同盟會と改稱し。同年十一月を以て東京に開きたる大會に於て。三度其名を改て國會期成有志公會と稱せしが。此の十一月の大會に集りたる一部分の人は。自由主義の政黨を樹立するの必要を唱へ。先つ四箇條の盟約を定め。題して自由黨結成盟約と稱す。是れ自由黨の名の世に出でし始めなり。」此時代に於て自由主義は大に天下に擴張せられ。西園寺公望の東洋自由新聞。中江篤介の政理叢談等は。盛に民權自由を鼓吹し。板垣退助は生ける自由の神の如く崇拜せられしも。然も未だ自由黨なる一個の政黨を作るに至らざりき。國會期成有志公會の一部の人に依りて。自由黨結成盟約は作られしも。自由黨は未だ確立せざりき。」かくて明治十四年は來れり。北海道開拓使官有物拂下事件は起れり。民間の有志者は爭ふて之れを攻擊し。人心恟々たり。參議大隈重信は內閣に在りて。此の官有物拂下に反對し。且つ閣僚に謀る所なく憲法草案を作りて。私に之を奏上せしかば。閣僚等大に彼を憎み。大隈及び其の黨與として目されたる農商務卿河野敏鎌に迫りて。其職を辭せしめ。之れと同時に開拓使官有物拂下の指令を取消し。更に明治二十三年を期して。愈々國會を開設するの大詔を煥發したり。【大詔以後憲法發布に至る】國會開設の大詔は。明治十四年十二月を以て煥發せられたり。國會期成運動の爲めに集まりたる自由主義の政客は。此月を以て愈々【自由黨】を設立するの議を決し。先づ其の盟約三章を發表したり。

自由黨盟約

第一章　吾黨は自由を擴充し。權利を保全し。幸福を增進し。社會の改良を圖るべし。

第二章　吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし。

第三章　吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし。目的を同くする者と一致協合して以て吾黨の目的を達すべし。

別に自由黨規則十五章を定む。其規定に從ひ。四月二十九日。東京淺草井生村樓の大會に於て左の役員を撰擧したり。

總理	板垣退助	副總理	中島信行
常議員	後藤象次郎	常議員	馬塲辰猪
同	末廣重恭	同	竹內綱
幹事	林包明	幹事	山際七司
同	內藤魯一	同	大石正己
同	林正明		

東京に於て自由黨の成立を聞きたる在大阪の自由主義の有志者は。古澤滋。草間時福。土居通豫等の發起に同意して。別に立憲政黨と稱する一黨を樹立し。自由黨の副總理中島信行を推して其の總理となせり。而して各地方の有志者亦之に倣ふて續々自由主義の政黨を起したり。」自由黨の遊說員は全國に奔走せり。總理板垣退助は結黨以來四方に奔走して。殆んど寧日なかりしが。十五年三月十日には甲府に至りて自由主義の政談演說會を開き。之れより名古屋に出で。四月上旬濃州岐阜に入りて。金華山麓の公園に開ける懇親會に臨みしに。其の歸途刺客相原尙褧の刺す所となり。板垣死すとも自由は死せずの一語を發せり。」板垣は幸に死せざりしが。彼れが此の遭難の際に發したる此の一語に依りて。自由主義は電氣の如く天下を震盪し。自由黨は最も健全なる發達をなせり。」明治十四年十月を以て參議大隈

セイタ

セイタ

重信の農商務卿河野敏鎌と共に退官するや。驛遞總監前島密。統計院幹事矢野文雄。會計檢査院一等檢査官小野梓。農商務大書記官牟田口元學。文部權大書記官島田三郎。農商務權少書記官中野武營。統計院權少書記官犬養毅。同尾崎行雄等皆爭ふて辭職し。數年以前に沼間守一等が設立せし嚶鳴社の政論は。矢野文雄等が退官後に設立したる東洋議政會と共に。此大隈。河野と共に退官したる學士。論客に依りて氣焔を高め。其の翌十五年三月には此の二團體を中心として。立憲改進黨を組織し。三月十五日を以て【立憲改進黨】の趣意書を發表し。其約束二章を定むる左の如し。

第一章　我黨は名けて立憲改進黨と稱す。

第二章　我黨は帝國の臣民にして左の冀望を有するものを以て之を團結す。

一　王室の尊榮を保ち人民の幸福を全ふする事。

二　內治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事。

三　中央干渉の政畧を省き地方自治の基礎を建つる事。

四　社會進歩の度に隨ひ撰擧權を伸濶する事。

五　外國に對し勉めて政畧上の交渉を薄くし通商の關係を厚くする事。

六　貨幣の制は硬貨の主義を持する事。

四月十六日其の結黨式を木挽町明治會堂に行ふ。席上大隈重信を推して總理となし。小野梓。牟田口元學。春木義彰の三名を撰擧して掌事とす。」自由黨は急激なる民主黨にして。一局議院。普通撰擧を唱へ。改進黨は漸進主義にして二局議院。制限撰擧を主張せしが。此二個の民間黨に對し。保守主義を標榜したる政府黨は。福地源一郎。水野寅次郎。丸山作樂に依りて創立せられ。其名を【立憲帝政黨】と稱し。此年三月十八日。其黨議綱領を發表したり。其の綱領十一章左の如し。

第一章　國會開設は明治二十三年を期すること聖勅に明なり。我黨之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず。

第二章　憲法は聖天子の親裁に出づること聖勅に明なり。我黨之を遵奉し。敢て欽定憲法の則に違はず。

第三章　我皇國の主權は聖天子の獨り總攬し給ふ所たること勿論なり。而して其施用に至ては憲法の制に依る。

第四章　國會議院は兩局の設立を要す。

第五章　代議人撰擧は其分限資格を定むるを要す。

第六章　國會議院は國內に布く法律を議決するの權あるを要す。

第七章　聖天子は國會議院の決議を制可し若は制可せざるの大權を有し給ふ。

第八章　陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す。

第九章　司法官は法律制度の整頓するに從て之を獨立せしむるを要す。

第十章　國安及び秩序に妨害なき集會公論は公集の自由なり。演説新聞著書は其法律の範圍內に於て之を自由ならしむるを要す。

第十一章　理財は漸次に現今の紙幣を變じ交換紙幣となすを要す

かくて三黨鼎峙の世となり。各地方亦此三黨の系を承けて。各々其の地方黨を設立したり。今其の重もなるものを揭ぐれば左の如し。

自由黨に屬する分

大阪	立憲政黨	靜岡	岳南自由黨
越中	自治黨	高知	海南自由黨
但馬	但馬自由黨	淡路	淡路自由黨
名古屋	愛知自由黨	參河	參陽自由黨
近江	大津自由黨	石見	石陽自由黨
越後	頸城三郡自由黨	仙臺	東北七州自由黨

改進黨に屬する分

兵庫	兵庫改進黨	福岡	柳川改進黨
靜岡	靜岡改進黨	茨城	水戶改進黨
福井	若越改進黨	富山	越中改進黨
大分	大分改進黨	秋田	秋田改進黨
新潟	新潟改進黨		

立憲帝政黨に屬する分

東京	立憲中政黨	東京	扶桑立憲帝政黨
熊本	紫溟會	丹後	宮津漸進黨
岡山	中正會	山梨	立憲保守黨
土佐	高陽立憲帝政黨		

外に九州の自由主義を抱懷せる者。立憲改進黨の東京に發表せられざる數日前。即ち三月十日を以て熊本に會し。九州改進黨を組織せり。是れ九州に於ける自由主義を抱ける一派の組織する所にして。其の名稱は改進黨と稱せしも。其の實は獨立の

政黨にして寧ろ自由黨に近かりし者なり。」此時代は日本に於て政黨の勃興したる時代なり。彼の三大黨派の系統を承けたる幾多の地方政黨の外。更らに全然獨立の地方政黨亦少なからざりき。

獨立政黨の重もなるもの

愛媛	扶植會	靜岡	先憂會
鹿兒島	博愛黨	越前	慮愛會
和歌山	同友會	熊本	公議政黨
金澤	立憲眞正黨	福井	知憲會
肥前	東洋社會黨	筑前	立憲帝政黨
能登	自由改進黨		

筑前の立憲帝政黨の。東京の立憲帝政黨と同名なれども。何等の關係なきのみにあらず。全然其の主義を異にし。九州改進黨に加盟せり。又能登の一黨は自由改進主義を執れる獨立の一黨たるを示さんが爲めに。自由改進の兩黨名を取りて。自由改進黨と稱せしなり。」政府は此等の政黨の勃興を憂ふること甚しく。其の政黨熱を鎭壓するにあらゆる手段を用ひたり。明治十三年三月を以て發布したる集會條例は。手嚴しく政黨の上に應用せられしのみならず。十四年六月を以て一層嚴重に此條例を改正追加し。十五年十二月には請願規則を定め。同月更らに府縣會議員の聯合及び通信。往來を禁じ。明治八年を以て發布したる新聞紙條例は。十六年三月に至りて更に嚴重なる改正を行ひ。十八年の一月には學校生徒の運動會を檢束し。其の六月には再び新聞紙條例の改正を行ひ。集會と言論の自由を制限し。政社の團結を禁止し。以て政黨の發達を抑制したり。」政府は一方に此等の方法を以て政黨を抑壓すると同時に。他方に自由黨の首領板垣退助。後藤象次郎を誘導せり。參議伊藤博文は此兩人に資を與へ。明治十五年十一月を以て歐洲巡遊の途に上らしめたり。馬場辰猪。大石正已。末廣重恭等は板垣。後藤の變節を憤り。斷然自由黨を脫したり。而して其の首領を失ふたる自由黨は。忽ち四分五裂して復た前日の勢力なきに至れり。」然れども地方の自由黨員は。此の悲運に陷りたるを憤慨するの餘。最早や平和の手段を以て進む可らずと決心し。諸種の暴動を企つるに至れり。十五年八月河野廣中等の福島事件は起れり。同年十一月赤井景韶等の高田事件は起れり。十七年九月には富永正安等の加波山事件は起れり。同年十一月に村松愛藏等の名古屋事件は起れり。遂に十八年十月大井憲太郎等の大阪事件を企つるに至る迄。飯田事件。靜岡事件。高崎事件と稱する小暴動あり。皆自由黨員が其の滿腔の不平を洩らしたる者に非ざるはなかりき。」政府は此れ等の暴動に對して嚴重なる處分をなすと同時に。一暴動の起る毎に。益〻其の政黨の取締を嚴にし。政黨員をして其の運動に疲勞せざるを得ざらしめたり。是に於て政黨の解黨は流行し始めたり。大阪の立憲政黨は十六年七月を以て解黨し。九州改進黨は十八年五月を以て其聯合を解けり。」政府は自由黨の首領と握手して以て自由黨の勢焰を滅殺したれば。更らに手を改進黨の首領大隈重信。河野敏鎌に着け。此の兩人をして改進黨を解黨するの議を唱へしめしも。同黨創立者の一人沼間守一堅く執りて肯かず。大隈。河野にして政黨に倦みたらば。宜しく自ら脫黨す可し。改進黨は彼等の改進黨に非れば。斷じて解黨を許さずと論じければ。大隈。河野を始め。款を政府に通じ若くは政黨に倦みたる者は。相率ゐて改進黨を脫したり。時に明治十七年十二月なり。政黨は續々解黨して。其殘留せる改進黨の如きも大隈。河野を失ふてより復た前日の勢力なく。政界頓に寂寥を覺えたる者三年。其の間改進黨が十九年四月に於て地方自治及び言論集會の二件に關する建白書を出したる外。復た世人の耳目を惹くべき運動なかりき。」かくて明治二十年に至り。伊藤內閣の條約改正に反抗する運動は起り。舊自由黨員の一部は前農商務大臣谷干城。改進黨の尾崎行雄等と共に激烈なる反對を試み。政府をして保安條例を出すの止むを得ざるに至らしめたり。而して二十一年に於て內閣更迭し。曩に十七年に於て政府と握手したる大隈重信は。此に至りて始めて外務大臣となり。河野敏鎌亦樞密顧問に任ぜられければ。改進黨は此時よりして政府黨となれり。」一たび地下に埋伏したる政黨熱は。再び勃然として興り來れり。後藤象次郎は二十一年七月を以て。大同團結の必要を呼號し。先づ東北七州を巡遊し。次ぎに東海。北陸に及ぼし。到る處非常の歡迎を受けて。其勢焰天下を風靡する者ありき。井上馨は此年を以て自治黨を起せり。鳥尾小彌太は保守中正黨を起せり。」井上馨は曩に外務大臣として條約の改正を企て。政黨者流の反抗に會して其目的を遂ぐる能はざりしかば。丈夫苟も政界に事を爲さんと欲すれば。宜しく政黨を組織せざる可からざるを感ぜしなり。然れども由來彼れは官吏と商人の間に多くの朋友を有し。最初より政黨として名乘り出づるに不便なりければ。先づ自治制研究會なる者を起し。自治制度研究と云へる穩かなる名義の下に。其同志を糾合し。此年十月五日を以て發會式を擧げ。澁澤榮一をして開會の辭を述べしめ。獨人

セイタ

モッセをして自治制度の講義をなさしめ。別に倶樂部を設け。古澤滋。大岡育造。高梨哲四郎の如き政治に經驗ある者をして其の事務を執らしめ。以て徐々に政黨を組織せんと企てたり。青木周藏。野村靖。益田克徳。小松原英太郎等皆之れに加入す。其の表面素より政黨と稱すべき者に非ざりしも。其爲す所政黨の實に適しければ。世人之を目して自治黨と稱せり。」鳥尾小彌太は長州出身の武官にして。此時尚陸軍中將の官に在りしが。歐米の文明滔々として我邦に侵入するを憂慮し。改進。自由の兩黨に反對すべく。保守中正黨を組織し。其宣言書を世上に頒布したり。然るに陸軍大臣は之れを視て軍律に背戻せりとなし。鳥尾に命して其宣言書を取消さしめければ。鳥尾は其の命に從ひて一旦之を取消せしも。尚其保守主義を鼓吹するを止めず。中正日報と稱する機關新聞を發行し。隱然政黨運動を試みたり。かくて政黨熱は再び各地方に感染し。熊本の紫溟會は名を國權黨と改め。之れに反對の一派は熊本改進黨を起し。鹿兒島には同志會と公明會の二派を生じ。米澤に開きたる東北十五州會は東北倶樂部を東京に置くの決議をなし。其他各地思ひ〳〵に政黨を再興して以て憲法の發布を迎へたり。【憲法發布後日清戰爭に至る】憲法發布後間もなく後藤象次郎入閣の風說は傳はり。其前年以來政黨熱を再興する導火線たりし後藤は。三月二十二日。大同團結を振り捨てゝ黑田內閣の遞信大臣となれり。後藤既に去る。大同團結は分裂せさるを得さりき。五月十日を以て大井憲太郞は非政社說を主張し。關東及び東海の人士を糾合して大同協和會を組織し。河野廣中は關西及東北の人士を糾合して大同倶樂部と稱する一政社を創立したり。」此年黑田內閣の外務大臣大隈重信は。條約改正を企てゝ改進黨の贊助を得たれとも。大同倶樂部。大同協和會。保守中正派。熊本國憲黨及自治黨の反對を受け在朝の政治家中亦大隈に反對するものありしか爲め。遂に其の隻脚を失ふて之を中止し。黑田內閣は倒れて。山縣內閣之れに代はり。以て第一回の議員撰擧を行ひたり。」大隈が隻脚を失ふたるは明治二十二年十月十八日なりき。條約改正に反對する爲めに一時聯合せし自由主義の兩派は。條約改正の中止せらるゝと同時に再び紛擾を始め。大同協和會は自由黨再興論を主張し。大同倶樂部亦二派に分れ。其一派は愛國公黨再興論を主張し。翌二十三年一月三日。愛國公黨は大阪に再興せられ。同月二十一日自由黨は東京に再興せられ。大同協和會は一變して自由黨となりしも。大同倶樂部は依然として存在せしかば。自由主義の團體は。自由黨。愛國公黨。大同倶樂部の三派となれり。」然れとも自由主義の團體が。此の如く分裂するは。自由主義を日本に播種したる板垣退助の憂慮措く能はさる所なりき。彼は乃熱心に此三派の合同せんことを勸告し。其結果五月十五日に至りて。三派聯合の倶樂部を設立するに決し。此年は庚寅の年なりければ。其の名を庚寅倶樂部と稱したり。」明治二十三年七月を以て撰擧したる第一回の衆議員撰擧の結果を分析すれば左の如くなりき。

庚寅倶樂部	九十九名	大同倶樂部	五十四名
		愛國公黨	二十五名
		自由黨	二十名
改進黨	五十三名		
自治黨	十五名		
保守中正派	五名		
國權黨	二十一名		
進步主義地方團體	三十三名		
中立無所屬	七十四名		

是よりして政黨の行動は明かに國會に於て公示せらるゝに至れり。從來の政黨は多く隱謀的にして。其行動は公明ならさるもの多かりしが。國會の開けたるが爲めに。各政黨員の爲す所。漸く明白となり。其意思の變遷は皆國會の上に現はるゝに至れり。」國會の開設する前に當りて。各政黨は其準備に急忙なりき。中立。無所屬の議員は先つ大成會と稱する一團體を作れり。自由。進步の主義を懷抱せる諸種の團體は。相合同して藩閥政府に當るの得策なるを見て。屢〻委員を會して。其合同の方法を議し。一時は代議政黨の名を以て。大合同の行はるべき形迹ありしが。結局合同に至らずして。自由主義の人は立憲自由黨を創立し。改進黨亦規約を改正して。其面目を一新したり。而して別に九州の政黨員を基礎とこたる國民自由黨なるもの起り。稻垣示。前田案山子。佐々友房等其牛耳を執り。保守分子と急進分子を集めたる極めて奇怪なる政黨を作れり。」第一議會は開かれぬ。人民の聲を代表したる自由黨。改進黨。及び此等の主義に一致せる者は。政費節減の大旗を押し立て。政府に肉薄したり。山縣內閣は其の勢の凄ましきに驚き。乃ち手を自由黨の一部に下し。之を割て自由倶樂部と稱する穩和なる一派を作り。政府の豫算案より六百五十萬圓を削減せしめ。以て和衷協同したり。」第一議會を結了してより間もなく。山縣內閣は其職を辭し。松方內閣は之に代れり。而して政黨も亦之に對して。其態度を一變したり。」二十四年三月二十日。立憲自由黨は大阪に於て大會を開き。其の立憲の二字を削ると同時に。板垣退助を推して其總理に戴き。板垣は五條の要求を出し

て。その總理の椅子を受け取りぬ。大成會の末松謙澄等は國民自由黨。及自由倶樂部の一部を集めて。大成會中の政府黨と共に協同倶樂部を組織し。大成會中の非政府黨は別に獨立倶樂部を設立したり。」既にして在野黨の大聯合の聲は。九州の一角より起れり。二十四年の九月。佐賀に於ける九州倶樂部の大會に於て。民黨合同の決議は。大多數を以て通過せり。六月下旬より東北地方に遊說し。八十五日の間に百六十五會の會合に臨席し。十萬四千人の來會者に接して歸りたる自由黨總理板垣退助は。十一月八日を以て。事實に於ける改進黨の首領にして當時尙樞密顧問の顯職にありし大隈重信を訪問して。在野黨の聯合の規約を成せり。大隈は之か爲めに諭旨免官となり。民黨聯合は一層鞏固なるものとなり。一旦分裂したる自由倶樂部は。全然自由黨に歸復し。民黨の勢焔殆んど當る可からざるものありき。而して此の自由。改進黨の聯結を策し。其の間に力を致すことの最も多かりし者は。改進黨に於ける犬養毅。自由黨に於ける中江篤介の兩人なりき。」民黨聯合既に成れり。彼等は政府を倒すを以て唯一の目的となし。其頭腦は政府の政策の良否を鑑別するに遑あらさりき。然るに松方內閣は製鋼所設立。軍艦製造。監獄費國庫支辨等の諸案を提出し。苟も政府にして國家の爲に急要なる法案を出さば。反對黨亦必す之を贊成すへしと豫期したり。然れとも民黨は兼て申合せし如く。政府の豫算に大削減を加へしのみならす。政府の新に計畫したる重要の法案は悉く之を非認しければ。十二月二十六日を以て議會解散の不幸を見るに至れり。」第二議會解散の後に行はれたる撰擧は。日本憲法史の一大汚點として指點せられし政府の干涉に依りて。到る所に大混雜を引き起し。多くの死者を出せり。而して民黨の聯合は政府の此の非行によりて。一層鞏固なるものとなれり。第三議會に於ける民吏兩黨の爭論は頗る花々しきものなりき。撰擧干涉の非行を彈劾せる上奏案は百四十三票に對する百四十六票を以て否決せられしも。中立議員中。中村彌六等の提出せし撰擧干涉を非とする決議案は。大多數を以て通過したり。議會は一週間の停會を命せられ。此の一週間に於て民黨の氣勢を減殺すへきあらゆる手段は取られ。甚だしきは壯士を用ゐて民黨議員中高田早苗を斬るに至れり。」第三議會が此の如き混雜を經て。漸く閉會に到るや。藩閥の元老相議して。藩閥を擁護すべき一大政黨を組織するの議起り。最初伊藤博文自ら民間に下りて政黨を組織するの意を決せしに。山縣。黑田等之を抑止し。薩閥の西鄕從道と長閥の品川彌二郎をして先つ此任に當らしむるに決したり。是れ西鄕を會頭とし品川を副會頭としたる國民協會の世に出でし所以にして。撰擧干涉に依りて議員となりたる吏黨一切を網羅し。明治二十五年六月二十日を以て創立會を開きたり。品川彌二郎は此の創立會に於て。生首を賭して其渝らさるを誓ひしかば。世人此の黨を稱して生首黨と言へり。」然るに松方內閣は閣僚頻々更迭して。遂に舊改進黨の副首領たりし河野敏鎌を樞密顧問の間に拔きて。先づ農商務大臣に任し。其後之を內務大臣に轉せしに。河野は撰擧干涉に參與せし地方官を處斷せしかば。閣僚中の武斷派大に之を憤り。相爭ふの結局。閣中に武斷。文治の兩派を生し。松方首相の之を統一する能はさるに至りければ。內閣は更迭して。所謂元勳出揃の伊藤內閣は來れり。是れ明治二十五年八月八日なり。」伊藤內閣は前內閣の文治派を容れ。之れに井上。山縣。黑田。大山等の元勳及ひ陸奧宗光。渡邊國武を加へて組織したるものなり。武斷の系統を引きたる國民協會は。之れに對して不快を感ぜざるを得ざりき。而して二十六年三月に至りて。其の首領西鄕從道を奪ふて海軍大臣となしければ。國民協會は品川彌二郎か孤守する所となり。須臾にして民吏兩黨の形勢を觀望する洞ヶ峠黨となれり。」自由黨は板垣退助を總理に戴きしも。其實權は第二議會以來衆議院議長に當撰せし星亨の掌握する所となり。大井憲太郎等は星の行動に不快を感し。二十五年の六月自ら脫黨して別に東洋自由黨を組織したり。伊藤內閣は國民協會の賴むに足らさるを見て。外務大臣陸奧宗光の手を通して陸奧との關係淺からさる星亨に交涉し。星の勢力を利用して。自由黨を政府黨たらしむるに務めたり。」自由黨の總理板垣退助は。此頃よりして積極。消極竝行主義を唱道し。單に政府と反對するを以て能事とす可らさるを戒め始めたり。改進黨は自由黨の形勢一變したるを見て。大に憤慨し。黨の首領島田三郎は二十五年十一月二十一日厚生館に演說して。板垣の積極。消極竝行主義を反駁し。改進黨は最早自由黨と提携すへからさるを宣言し。後數日星亨亦島田三郎を駁するの演說をなし。民黨の聯合は。此時を以て斷絕したり。」然れとも第四議會に於ては尙民黨の聯合を絕たす。加ふるに中立議員の一部分に楠本正隆。中村彌六。大東義徹。鈴木重遠。柴四郎等の一派起り。同盟倶樂部と稱する非政府黨を組織し。自由。改進の兩黨と共に政府に反抗せしかば。第四議會に於て政府を彈劾したる上奏案は通過せり。然れとも政府之に對して責を引かず。又議會を解散せさりしかば。二月十日內廷費三十萬圓を下附し。官吏俸給十分の一を納れて製艦費に充てしむるの詔勅下り。政府は此詔勅の旨を奉體し。行政整理。政費節減。海軍改革の公約をなして。無事に第四議會を閉會したり。」第四議

セイタ

會の以前に於て既に衝突の端を發せし自由。改進の兩黨は。第五議會に於て愈々衝突せり。然れとも此衝突は政治上の意見を來たすの前。先つ極めて厭ふべき問題に依りて衝突せり。即ち自由黨の實權を掌握せる衆議員議長星亨に悖德の行爲ありしが故に。改進黨は他黨と交渉して星を排斥するに務め。自由黨は熱心に之を擁護せしこと是れなり。」星の悖德行爲は二個にして。一は相馬事件に關し。先つ錦織剛清に賛して相馬を攻擊するの議に參與し。後に相馬家の辯護士となりて錦織を誣告に陷れんとしたる悖德の行爲なり。時の辯護士會長大井憲太郎は辯護士會則違反として。辯護士會常議員會の議決を添へて法廷に申告せり。他の一は取引所の條例に關して。取引所の重役か星亨を介して農商務大臣後藤象次郎。同次官齋藤修一郎と待合に密會し。賄賂を授受したるの形跡ありし事是れなり。」此二個の悖德行爲は各黨各派の政客をして星亨に反抗せしめ。殊に第二の悖德行爲に關しては。星を責むると同時に後藤。齋藤の非行を責むるの聲高まれり。かくて第五議會に於ては。改進黨を中心として國民協會。同盟俱樂部相聯合して。先つ官紀振肅問題を提議し。後藤。齋藤を彈劾し。次に星亨を除名するの決議をなせり。」自由黨は此戰に於て早く自ら星を處分する能はさりしかは。長谷場純孝。小林樟雄。菊池九郎外十餘名の同黨代議士相率ゐて脫黨し。別に同志俱樂部を設立して自由黨に反抗したり。」此時代に於て保守黨は再び頭角を現はし。日本協會なるものを起し。條約勵行の議を提唱し。改進黨。國民協會に和して政府を攻迫しければ。政府は第五議會を解散して。其企畫しつゝ有りし條約改正の事業を妨害するを防きたり。此條約勵行の運動を共にしたる者は。改進黨。國民協會。日本協會。中國改進黨。同盟俱樂部。同志俱樂部の六團體なりしかば。世之を稱して六派の盲動と云へり。」第六議會の前に於て。同志。同盟の兩俱樂部は合同して。公同俱樂部と稱し。尋て立憲革新黨と稱する一黨を樹立したり。」第六議會は第五議會より引き續きたる六派の運動益々盛にして。六派を總稱して對外硬派と云ひ。頻りに伊藤內閣の對外政畧を攻擊しければ。第六議會も第五議會と相同しく外交問題の衝突に依りて解散せられたり。」第六議會の解散せられたるは明治二十七年六月二日なりき。幸運なる伊藤內閣は。此議會解散の後に於て。日清戰爭を行はさる可らさるに至れり。而して此戰爭は舉國一致の實を示し。第七議會。第八議會共に平穩無事に通過し。滿一箇年間。政黨運動宛然火の消たるが如くなりき。」【政府政黨提携時代】日清媾和の條約は。明治二十八年四月二十一日を以て國民歡呼の中に發表せられたり。國民は伊藤內閣が古今未曾有の成功を得たるを頌賛し。政黨は一指を內閣の舉指に指す可き餘地を有せざりき。」媾和條約發表の後數日にして。端なくも三國干涉の風說起り。五月十五日遼東半島還附の詔勅は、突然迅雷の如く國民の頭上に落下せり。」一年間鎭靜したる非政府熱は。此還遼の詔勅を見て勃然として高まれり。戰爭以前に對外硬の旗幟を以て政府に迫りし各政派は。更らに田口卯吉等の設立せし財政革新會及び中央實業會。大手俱樂部と聯合して。大いに伊藤內閣が遼東半島還附の非を鳴らし。六月十五日を以て芝愛宕山頭の愛宕館に會し。新に政友有志會を組織して以て內閣の責任を問ふ事を決したり。」自由黨も亦た大阪支部を始め各地方支部より政府の遼東半島還附に對する責任を問ふの決議を作りて之を本部に贈れり。伊藤內閣は國民が遼東半島還附に對する反抗の氣焰大なるを見て。直ちに手を自由黨に廻はし。全然提携を約しければ。自由黨は七月七日の代議士總會に於て政府を助けて軍備擴張。實業奬勵を實行せしめ。還遼の責任は之を不問に附するとを決し。同二十五日其決議の旨趣を發表すべき演說會を催し。同十一月に至りて宣言書を全國に配附し。別に板垣總理の名を以て政府が還遼の處置に對して不平なる全國黨員を慰諭する檄文を飛ばしたり。」第九議會は開かれぬ。自由黨は全然政府黨となれり。反對黨は數派の聯合を以て政府に反抗せんとせり。二十九年一月九日の議場に於て鈴木重遠外十九名の提出したる遼東還附に關する政府の彈劾案は否決せられたり。反對黨は一層激昂し。二月十一日に於て朝鮮の變報を聞くや。國民協會は十五日を以て內閣不信任の決議案を提出し。將さに之れを議せんとする數分前。政府は議會に停會を命じたり。」停會は十日間なりき。伊藤首相は此十日間に於て山縣有朋を說き。山縣の手を以て國民協會の首領品川彌二郎を說きければ。品川は遂に國民協會の分裂を賭して內閣不信任の決議案を撤回せしめたり。松方系に屬する柏田盛文等袂を聯れて國民協會を去りたるは。實に此の撤回の時なりき。」第九議會開會の以前より伊藤內閣に反對せる政黨政派は。頻りに合同の議を提出し。二十九年一月十八日帝國ホテルに有志會を開き。二月三日島田三郎。田口卯吉。尾崎行雄。犬養毅。末廣重恭。高田早苗。大竹貫一。志賀重昂外數名の名を以て各派合同の檄を傳へ。同月十一日新政黨組織委員會を開き。同二十七日組織大會を開き。三月一日を以て進步黨と稱する一大政黨の組織を發表したり。是よりして政界は共に百餘の代議士を擁せし。自由。進步の兩黨及び年を逐ふて其黨員を減せし國民協會の三派鼎立したり。」第九議會は自由黨の協賛に依りて。一方に軍備擴張。實

業奬勵の計畫を通過すると同時に。他方に諸種の增税案を可決したり。伊藤內閣は乃ち自由黨の効績を賞すべく。議會閉會の後四月十四日を以て板垣總理を其內閣に容れて內務大臣となし。星亨を抜擢して米國駐劄の特命全權公使となし。石坂昌孝。櫻井勉を登用して地方長官となしたり。」然るに伊藤內閣は第九議會閉會の後に於て。其の戰後經營に要する公債募集に於て失敗したると。閣僚の間に衝突を生じたる爲め。大藏大臣渡邊國武先づ其職を辭し。次て內閣の統一を缺て總辭職をなせり。」是れより先き。進歩黨の首領大隈重信は。七月十六日を以て前內閣の總理大臣松方正義を訪問して。深く結托する所あり。八月三十一日伊藤內閣總辭職をなすや。九月十八日を以て松方正義首相兼藏相となり。其黨與を率ゐて閣僚となすと同時に。進歩黨の首領大隈重信を容れて外務大臣となせり。世人之を稱して松隈內閣と云ふ。」第九議會に於て政府と自由黨の提携と云へる一種奇妙の現象を生じてより。第十議會も亦政府と進歩黨と提携せる實を示し。政府は議會開會の前に於て人材登用と稱する名義を以て。進歩黨員十餘名を抜擢して各省の間に分配し。或は之を地方長官となせり。」日清戰役の以前に於て政黨員の政府に近ける者は。之を吏黨と稱して蛇蝎の如く嫉忌するの風ありしが。自由黨先づ政府と提携し。進歩黨之に次で政府と提携してより。政黨は政府黨ならざれば盛ならず。反對黨の地位に立てる政黨は。日を逐ふて衰頽するに至れり。」第十議會に於て。松隈內閣は彼等が爲に攻擊したる伊藤內閣よりも更らに積極的の方針を取り。第二期の軍備擴張に着手し且つ金一銀三十二の比率を以て金貨本位制を行ふが如き愚かなる法案を提出せしにも拘はらず。進歩黨は全然之れを協贊し。自由黨及び國民協會は之に反對したるが爲めに。却て大いに其黨員を減じたり。」松隈內閣の陸軍大臣に高島鞆之助なる者あり。進歩黨員が政務に容喙するを憤ると同時に。進歩黨の後援を有する大隈の權力が他の閣僚を壓せるを憂ひ。別に自家の黨與を作つて進歩黨に對抗し。以て大隈の權威を制せんと謀り。盛に黄金を散じて。自由黨及び國民協會の代議士及び有力者を買收し。之を集めて公同會と云へる一會を設立せしめたり。」明治三十年一月重野謙次郎。田村順之助外五名の代議士は自由黨を脫し。直原守次郎外四名の前代議士亦自由黨を脫し。佐々木正藏。中村彥次。堤猷久外四名の代議士は國民協會を脫せり。是等は皆公同會員となりし者なり。二月に入りては。自由黨の首領として常に一方に雄視せし河野廣中。其一派の代議士及び黨員を率ゐて脫黨し。暗に氣脈を公同會に通じ。中國に於ける自由黨の首領石田貫之助亦高島の招きに應じ。脫黨して富山縣知事となり。是れより自由黨。國民協會を脫する者續々として續出し。三月板垣退助は總理の任を辭せざるを得ざるに至れり。」自由黨及び國民協會は日を逐ふて衰頽を來し。進歩黨及び公同會の揚々たりし時。內閣に於て閣僚の衝突は起れり。問題は增税に關し。松方首相其他の閣僚は。地租增徵の議を主張し。大隈は最初之れに贊成したるにも拘はらず。數日の後進歩黨員の注意に依りて。前說を取消し。更らに反對の議を主張せしかば。茲に兩派は全然一致を缺き。十一月六日を以て大隈は外務大臣兼農商務大臣の職を退き。第十一議會に於て大いに政府に反抗するの決心を示したり。」進歩黨既に內閣の反對に立つ。自由黨。國民協會は素より政府の仇敵なり。一の微々たる公同會あるも。以て大勢を制する能はず。政府は全然孤立の勢に陷りたり。左れば政府の純粹の味方となりし藩派の面々は。茲に平家沒落の時期來れりと覺悟し。自ら壇の浦黨と稱して。第十一議會に臨みしに。十二月二十五日即ち開院式の翌日を以て。未だ委員撰擧を爲さゞるの前。內閣不信任の決議案は現はれたり。政府は其の決議案の未だ決せられざるの前。其案の朗讀を了ると同時に。議會を解散し。而して自ら總辭職をなせり。」此の壇の浦內閣に代れるを第三伊藤內閣となす。伊藤博文は三十一年一月八日を以て自由黨の首領板垣退助と會見し。板垣が民間に在りて確かに伊藤を助くるの言質を取り。同月十日を以て山縣。西鄕。大山。黑田。井上の五元老と共に宮中に御前會議を開きて。井上は入閣し。他の四元老亦新內閣を助くるの言質を取りたる上に。其門下生たる伊東巳代治。末松謙澄等を容れて所謂少壯內閣を組織せり。時に一月十二日なり。」自由黨の首領板垣退助は。伊藤首相に向ひて。永く民間に在りて政府を助くるの意を述べしと雖も。自由黨員は決して之れに滿足する能はざりき。彼等は第九議會の前後に於て政府と提携するの如何に美味なるかを知り。進歩黨が松隈內閣の時に如何に利益を得しかを見たり。伊藤內閣にして若し提携の實を擧げんと欲せば。少なくも數十名の自由黨員を政府部內に登用せざる可からずと論ずるの聲漸く高まれり。而して政府部內に於て大藏大臣井上馨固く非政黨論を執りて。政黨員の政府に入るを許さず。農商務大臣伊東巳代治は板垣を入閣せしめ。他の自由黨員を政府部內に登用して漸次に政黨內閣の實を擧げんことを主張したれども。議行はれず。四月十四日伊東は遂に其職を辭し。自由黨は板垣總理が伊藤首相に約したる前言を取消し。四月十九日の代議士總會に於て。提携斷絕の決議をなせり。其の宣言に曰く。

セイタ
セイタ

現内閣は其の組織の當初。政黨を基礎とす可き内閣を樹立するの目的を以て。憲政の完成を期することを誓ひたり。是を以て現内閣の施政は歩一歩政黨内閣に向ひて進む可き者なるに。其の近狀却て退歩の事實を認むるに至れり。特に陸海軍擴張の計畫を變更し。且つ交通機關の發達を遲緩ならしめ。又一般經濟に於て主として消極の方針を取る者の如し。是れ我黨が伊藤内閣と提携を絕つ所以なり。

然れども伊藤内閣は大藏大臣井上馨と共に。苟も良政を行へば。國會之を協贊せざるも。國民は必ず政府を謳歌す可しと決心し。井上先づ財政の整理を行ひ。次に其不足を塡補す可き增稅案を第十二議會に提出したり。」第十二議會開會の前。五月五日。自由黨は大會を開て現内閣に反對する事を決議し。進步黨亦同月七日を以て同じく反對の決議をなし。國民協會は同月十二日を以て政府贊成の決議をなし。別に中立議員五十六名を網羅したる山下倶樂部なる者は此月を以て組織せられたり。伊藤内閣は反對黨が幾度迫害を加ふるも。議會解散の武器を以て。斷じて自家の信ずる所を行ふの決心をなし。地租增徵其他の增稅案が僅かに二十七名の贊成を得たるのみにして。大多數を以て否決せらるゝや。六月十日衆議院を解散したり。」

【聯立内閣より政黨内閣】此時に當りて筑前の代議士に平岡浩太郎なる者あり。愛國公黨時代よりの有志家にして。山下倶樂部に屬せしが。時の形勢に感ずる所あり。衆議院解散の前三日。即ち六月三日を以て愛國公黨設立時代の舊友を其宅に招集せり。會する者。曰く杉田定一。曰く栗原亮一。曰く河野廣中。曰く竹內正志。曰く西山志澄是れなり。」河野は中立にして進步黨に屬し。杉田。栗原。西山は自由黨に屬せしが。平岡は彼等に向ひて。自進兩黨及び中立の有志家と聯合して。一大政黨を作り以て天下を取る可しと勸告し。會する者之を快とし。議院解散の翌日相談會第二回を平岡の宅に開き。會同委員として進步黨より楠本正隆。柴四郎。鳩山和夫。大東義徹。竹內正志の五名出席し。自由黨より片岡健吉。杉田定一。林有造。栗原亮一。松田正久の五名出席して。協議を決し。六月十三日自由。進步兩黨。各〻本部に大會を開きて合同を可決したり。」新政黨の宣言書及び政綱は栗原亮一。竹內正志の兩人に依りて起草せられ。創立委員として左の二十九名は其の名を署せり。

楠本正隆　島田三郎　尾崎行雄　柴四郎
鳩山和夫　大東義徹　中村彌六　竹內正志
武富時敏　菊池九郎　（以上十名進步黨）
片岡健吉　杉田定一　西山志澄　園山勇
谷河尙忠　岡崎邦輔　栗原亮一　改野耕三
志波三九郎　中島又五郎　（以上十名自由黨）
鈴木重遠　神鞭知常　田口卯吉　河野廣中
大石正巳　大井憲太郎　長谷場純孝　山田喜之助
平岡浩太郎　（以上九名中立派）

新政黨組織の運動は何の障礙もなく。一瀉千里の勢を以て進行し。六月十六日には新政黨組織贊成有志者の懇親會を江東中村樓に開けり。中立の長老鈴木重遠開會の趣旨を述べ。進步黨の首領大隈重信先づ起て新政黨を贊成し。且つ板垣の功德を頌贊し。次ぎに自由黨の首領板垣退助は起て新政黨を贊成し。且つ大隈の功德を頌贊し。多年の仇敵一朝にして親密なる友人となれり。」自由。進步の兩黨は二十一日を以て解黨し。翌二十二日正午新富座に於て結黨式を擧げたり。楠本正隆出てゝ開會の趣意を述べ。片岡健吉を指名して會長席に就かしめ。平岡浩太郎一場の演說をなし。宣言書。綱領。黨則は異議なく之を可決し。總務委員四名は會長の指名として大東義徹。尾崎行雄。松田正久。林有造に決し。幹事五名は總務委員の指名を以て浦勝人。栗原亮一。竹內正志。伊藤大八。降旗元太郎に決し。鳩山和夫は創立委員を代表して一場の演說をなしたり。新政黨其名を憲政黨と云ふ。前古未曾有の大政黨なりき。」伊藤内閣は勃然として此一大政黨の現出せるに驚けり。總理大臣伊藤博文は自進兩黨が解黨の決議をなしたる六月十三日を以て閣議を開き。形勢此の如くなる以上は。伊藤自ら政黨を組織して憲政黨に當るの外なしと決意したるを告げしに。井上始じめ閣僚之れを贊成し。同十五日には國民協會及び中立議員の政府黨を中心として一新政黨を組織すべく。準備會を帝國ホテルに開きたり。次て六月二十四日には宮中に元老會議を開きて。伊藤自ら政黨の必要を說き。先づ三策を出して之れを附議せり。

第一　伊藤自ら内閣總理大臣として。閣僚と共に政黨を組織し。以て總撰擧を爭ふ事。

第二　同志者を内閣に留め。伊藤自ら野に下りて政黨を組織し。政府黨として憲政黨に當る事。

第三　此際辭職して内閣を憲政黨に明け渡す事。

席に列したるは井上。山縣。西鄕。黑田。大山の五元老なりしが。黑田。山縣等は政黨

な嫉忌し。政黨內閣は帝國憲法の精神に背戾せるが如く論じければ。伊藤は大に憤慨して其の妄を辯せしも。遂に之を說破する能はざりき。左れば伊藤は宮中を辭すると同時に。閣僚を招集して其意の在る所を告げ。 翌二十五日を以て辭表を捧呈し。且勳位顯爵を辭し。更に大隈。板垣を其の官邸に招きて。新內閣組織を勸告したり。」二十六日午前十時。大隈板垣は帝國ホテルに會し。若し內閣組織の大命下るあらば決して之を辭せざるを決せり。其日の午後を以て參內の命は宮中より來れり。大隈。板垣は二十七日午前十時を以て參內せり。內閣組織の大命は下れり。二十八日を以て憲政黨首領の協議會は帝國ホテルに開かれ。 六月三十日午前十一時親任式は行はれたり。大隈は總理兼外務。板垣は內務。林有造は遞信。松田正久は大藏。尾崎行雄は文部。大東義徹は司法。大石正已は農商務に任命せられ。 陸海軍兩大臣を除くの外悉く政黨員なりき。是れ前代未聞の事にして。世人之を稱して政黨內閣の嚆矢なりと云へり。」然れども憲政黨は自進兩黨の未だ融合するに遑なきの日に於て內閣を組織しければ。 天下の望を屬せし割合に天下の望を滿たす可き政治を行ふ能はざりき。此內閣が組織後第一に苦痛を感せしは政黨員の獵官運動なりき。幾多の政黨員は爭ふて就官せんとを望めり。隨て登用すれば隨て獵官熱を興奮し。殆んど制する能はざるに至れり。第二に困難を感せしは。百事自進兩黨の權衡に制せられし事なり。」內閣に於て自進兩黨の意見は屢〻衝突せり。 然れども大隈は外務を兼ね。大石は進步黨と親交ある者なれば。自由黨大臣の意見は三に對する五の割合を以て排斥せられ。閣中の均勢を失へり。自由黨の大臣及び舊自由黨員は頻りに均勢論を唱道せり。或は曰く。大隈の外務兼任を解きて之を自由黨と親交ある伊東已代治に讓る可し。或は曰く。自由黨員星亨を以て外務大臣となす可し。 然れども大隈は頑として之を容れざりき。」偶文部大臣尾崎行雄が教育會に於て教育演說をなし。若し他日我邦が共和政體となりしならば云々の語を發せし爲。保守黨の一派は。大に其の語の不敬に涉れるを責め。自由黨員等之を機として尾崎排斥の運動をなせし爲。 大隈は遂に之を免黜せざる可らざるに至れり。」自由黨員は尾崎にして文部の椅子を去らば。後任は必ず自由黨より出すの正當なるを論せしが。大隈は之を排斥し。之を自由黨員に謀らず。尾崎の後任として進步黨員犬養毅を推選し。十月二十七日を以て文部大臣の交迭を見たり。」自由黨員は憤激せり。二十九日板垣。松田。 林の三大臣は辭表を捧呈せり。 三十日を以て自由黨の憲政黨員協議會を開き。之を大會となし。一旦憲政黨を解黨し。更に自由黨の憲政黨を組織せしかば。進步黨は大に驚き。更に進步黨員を集めて憲政本黨を組織したり。而して大隈總理及び進步派出身の大臣三十一日を以て悉く辭表を呈し。 憲政黨內閣は一の議會を開くの遑なく。 組織後僅かに五ヶ月にして瓦解したり。」是れより同一の宣言書及び政綱を揭ぐる憲政黨と憲政本黨は互ひに相爭へり。 大隈內閣瓦解の後に組織せられたる山縣內閣は閣中に一の政黨員を容れず。 單に提携の名を以て憲政黨を御用政黨となし。之れに官を授けざる代りに。黃金を與へ。又は此政黨を擴張するに要する便宜を與へて。以て之を利用し。憲政本黨は終始此の內閣に反抗したり。」第十三議會に於て山縣內閣は地租增徵外數案の增稅案を提出し。憲政黨。國民協會及び有力なる中立議員之を贊成して成立し。憲政本黨の反對は無効に歸せり。議會閉會の後憲政本黨は熱心に非地租運動を試み。憲政黨。國民協會は全國に向ひて增稅の止むを得ざる所以を遊說し。論戰頗る盛なりき。」明治三十二年七月四日に至り。國民協會は解散して。 創立以來此の協會の首領として終始國家主義を鼓吹せし品川彌二郎は斷然政界の外に退き。此の協會を中心として。國家主義を贊成する同志者は。協會解散の翌五日を以て新に帝國黨と稱する一政黨を創立し。佐々友房を總務委員長となし。齋藤修一郎。元田肇を總務委員に選擧したり。」第十四議會に於ても憲政黨と帝國黨は相提携して山縣內閣を助け。憲政本黨獨り之れに反對せしが。議會の多數は政府黨なりければ。 百事政府の意の如く通過せり。」然るに第十四議會閉會の後に至り。憲政黨は單に黃金を得て政府の御用を達するに滿足する能はず。進んで提携の實を擧げんが爲めに。憲政黨より二個の要求を提出したり。

一　閣員を憲政黨に入黨せしむる事。

二　閣員にして入黨し難き時は黨員を入閣せしむる事。

憲政黨總務委員は明治三十三年三月三十日を以て山縣首相に會見して此要求を提出したるに。首相は五月に皇太子殿下御慶事を行はせらるゝに付。其以前に右の如き事態重大なる事件を實行するを得ずと稱し。 百事の協議を御慶事の後に延期せんことを望みたれば。 憲政黨總務委員は御慶事滯りなく相濟みたる後迄。 此の問題を延期し。五月三十一日を以て更に此の問題を提供したるに。山縣首相は之れに對して斷然左の如く答へたり。

一　閣臣を入黨せしむるは個々人々に涉ることなれば何分速やかに取り運ぶ能はず。

二　黨員入閣の件は事大權に涉るを以て自分一個の意見にて决行し難し。

セイタ

セイタ

是れ憲政黨の要求を全然刎れ付けたる者なり。總務委員星亨。末松謙澄。林有造。松田正久。片岡健吉の五名は此答辯に對して大いに憤激し。然る上は斷然提携を絕つの外なしとの意を首相に告げ。即日五名打ち揃ふて大磯に伊藤博文を訪問し。其の入黨を勸告したり。」伊藤は第三伊藤內閣を憲政黨內閣に引渡して以來。清國を漫遊し。歸朝の後頻りに政黨改造の說を唱へて全國を遊說し。民心の開拓に務めしかば。憲政黨は伊藤を其首領に戴て以て大に爲す所あらんとを企てしなり。然るに伊藤は之に對して單に其好意を謝し。入黨の諾否を答へず。爾來一ヶ月餘を經過し。其の入黨の諾否を問ひたる時。伊藤は別に自ら一新政黨を起さんことを望むの意を漏らし。憲政黨に入黨するとは斷然之を謝絕したり。」是より伊藤は別に一政黨を起すの企畫をなし。八月二十五日を以て宣言書及び政綱を發表して。立憲政友會と稱する一新政黨を創立したり。」憲政黨は九月十三日を以て解黨の決議をなし。全黨を擧げて立憲政友會に入り。立憲政友會は同月十五日を以て帝國ホテルに發會式を擧行したるが。憲政黨員の外。各黨各派及從來政黨に關係なかりし有志者續々入會し。玆に始めて衆議院に過半數の黨員を有せる一政黨を生じたり。」山縣內閣は立憲政友會の成立を見ると同時に。辭職の意を決し。九月二十六日を以て辭表を提出し。大命は伊藤博文に下れり。」伊藤は再三大命を奉辭せしが。結局十月十九日新內閣を組織せり。閣僚は外務及陸海軍を除くの外悉く立憲政友會員なり。一政黨を以て內閣を組織したるは。此の內閣を以て嚆矢となす。」以上經濟雜誌に記したる所なり。後間もなく伊藤侯退きて。前陸軍大臣子爵桂太郎入て總理となり。政黨に關係せずと聲言しつゝ。猶は政友會と約する所ありて。其の內閣を持續せり。政黨の取締に關しては。明治二十六年四月。法律第十四號を以て集會及政社法に規定せられたり。

セイホン　製本。ふるく書籍の形は大方一定したり。普通には半紙。美濃紙。を用ゐたれば。隨て本箱類は。此形に相應して作れるもの行はれたり。小說又は美術の書類は。用紙異なれば大小一ならず。しかも臭草紙類の形とて。これも大概一定したり。閑窓隨筆に曰ふ。書籍の寸法は。橫曲尺にて六寸ならば。縱は曲尺の裏の尺にて六寸にすべし。縱橫ともにうらおもての尺にて同寸にすべし。外題は縱は書物の三分の二。橫は六分の一なり。書物にかぎらす縱橫ある箱なとも。うらおもての尺にて同寸にすれば恰好よし。方八寸の斜法は裏尺五寸なり。則書物のたてなり。」**【歌書之外題押す事】**貞丈雜記に云く。古今集以下の勅撰。其外歌書は端におす也。伊勢物語。源氏物語以下。惣て物語草紙類は眞中におす也。又云。物語草紙の外題を中におす事。源氏物語の青表紙の本と云は定家卿の自筆の本にて。外題も自筆なりしが。其外題ふるくなりてそこれたりしを。近衞三藐院殿書かへて。古き外題の上よりおす事を憚りて。古き外題にならべて眞中におしたまひしより。中に外題おす事始りし也。是は源氏物語にかぎる事なるを。自餘の物語もそれに習ひて中におす事になり來れるとぞ。北村季吟の記に見たり。壒囊抄云。雙帋の銘を中に書あり。端に書あり如何。勅撰等の歌草紙は皆端に書。大和物語。伊勢物語等惣て物語は中に書(是冷泉家之記なり)。其外は無二沙汰一歟。又於二聖經一。天台宗に。山門は多分中に書き。寺門は必鰭に書くと云々。右の說は三藐院殿よりも前の事なり。山門とは比叡山也。寺門とは三井寺也。**【最も小形の小說本】**三十三年大阪每日新聞に水谷不倒の記するものに曰ふ。方六分四厘。語數十七萬餘。肉眼にては見る能はず。顯微鏡を以てすといふ世界最小の書籍に比すれば。素より霄壤の差あれども。玆に示すもの(圖略)。又舊幕木版時代に於る。最も小形なる版本の一種也。銅版活版の行はれし以來は。頗る小形の書籍も出來たれど。其前は我邦の書物の形はほゞ一定せるものゝ如し。最大なるは美濃版に過ぎず。其次なるは半紙形也。此二種最も普通に行はれ。其他美濃版より大なるものは例外として。小なる者は數種あり。例へば評判記。重寶記。細見書類には。半紙二つ切の橫綴俗に【枕本】と云が多し。雜書中に【袖珍本】あり。之を版本中最小の形とやいはん。其大さは竪長さ五寸。橫幅二寸八分位にして。其他唐本より脫化し更に一種の變體をなしたる【洒落本】一名蒟蒻本は半紙二つ切の竪綴にして。袖珍本に稍幅を有したるもの也。同一書物にして。か許り多數を有し且小形なるは稀なるより。洒落本に又小本の稱あり。黃表紙。草雙紙も一種小形の本なれども。小本よりは更に大きく。美濃の二つ切版とも云べき形也。然るにこゝに一種例外の小形本あり。そは俗に【豆本】一名【芥子本】是也。例へば柳亭種彦作にて昔話浦島爺。火焚婆。茶番いろは等の類にして。全く作者の物數寄より成り。單に小兒の慰に作られたる書なり。尤も此種の本は一般に行はれしにあらす。殊に小兒の手に觸しものとて。今は殆ど散逸に歸し。僅に殘留するものありとするも。そは好事家の珍藏する所となりて。殆ど得るに便なけれど。これ恐らく本邦小說本。否版行書物中最も小形の本なるべし。此芥子本は多く草雙紙の部類に屬すれども。なほ黃表紙にも此類の小本あり。草雙紙の芥子本に比し。其大小如何を比較する能はずといへども。本邦に於ける小說本中最も小形なる

版本の一種と見做すを得べし。此本の作者は敵討物にて一機軸を出したる南仙笑楚満人にして。繪師は歌川派の元祖豐春の高弟豐廣なり（豐廣は初代豐國と同門にして兄弟子なり）。版元は松安。出版は文化元年にかゝれり。一册の紙數僅に五丁にして三册を以て一編となし。そを前後二編合せて完備せるものなりとあり。今の書籍は洋紙のたち方に依りて。【四六形】は竪六寸横四寸。【菊版】は初め舶載せし紙に菊の印ありしより附せし名にて。竪七寸横五寸なり。この二種多く行はれ。大にしては菊乃至四六の二倍といひ。小にしては菊乃至四六の半截と云。大方の書籍はこの外に出です。最近ポッケット形などいひ。横長は袖珍ものやゝ行はる。しかも普通の書籍として行はれず。裝釘の仕方も洋書綴行はれてより。舊來の飾糸綴漸く廢れ。假とち衣綴とも皆洋式に從ひ。布。皮。紙を用ゐるに至れり。隨て製本用の器械も洋式のもの用ゐられ。之を業とするものゝ印刷業の發達と共に著しく増加するに至れり。

セイダム　政談は。集會をなして政事を論議することなり。シフクワイ及びエンゼツの部に記す。

セイナム　ノ　エキ　西南の役は。西郷隆盛の亂なり。日本歷史問答に云く。西郷隆盛は。征韓論の合ざるより故國なる鹿兒島に歸り。私財を投して。私學校を興しゝが。篠原國幹。桐野利秋等も。亦還りて之を佐けたり。隆盛は維新の功臣にして威望一時に高かりければ。薩藩士人の之を敬すること。殆と神の如く。皆爲に生命をも惜まざる程なりき。斯くて利秋等。私學校の生徒と共に。不穩の企ありと聞えければ。政府は鹿兒島なる彈藥製造所を。大阪に移して不虞に備へしむ。時に私學校の徒。群集して之を掠奪し。且つ政府に問ふ所ありとなし。强て隆盛を擁して。熊本鎭臺を攻めたり。此頃天皇。京都に行幸中なりしが。直に有栖川熾仁親王を以て。總督となし。陸軍中將山縣有朋。海軍中將河村純義等を參軍とし。各鎭臺の兵を發して。筑後地方より出征せしめらる。時に熊本鎭臺は重圍の中に陷りけれど。司令長官谷干城よく防き。敵兵攻めあぐみける折柄。陸軍中將黑田淸隆。同少將山田顯義等。別働隊を率ゐて。賊背を衝きければ。隆盛等力盡きて。遂に戰死せり。時に明治十年九月なり。

セイ子ム　成年は。男女一個獨立の意思を行ふを得べき年齡に達したるを云ふ。古代より丁年の定はあれとも。成年の定めは德川氏の頃十七歲を成年としたるが如し。而して民法制定の時初て成年なる文字を作れり。制度通に曰く。凡男女三歲以下爲レ黃。十六以下爲レ小。二十以下爲レ中。其男二十一爲レ丁。六十一爲レ老。六十六爲レ耆。無レ夫者爲二寡妻妾一。令に載る所此の如し。これ唐の法に準して少々差別あり。稱德天皇天平寶字元年に詔曰。昔者先帝亦有二此意一猶未二施行一。自レ今已後宜下以二十八一爲二中男一。二十二已上成中成丁上と。この時に及んで。成丁の年數やゝ優免せられてかくのことし。

セイフク　制服。（フクセイを見よ）

ゼイムクワムリキヨク　稅務管理局（稅務署）は。明治二十九年十月勅令第三百三十七號を以て之を置き。從前郡區役所の取扱ふ事務を獨立せしむ。而して其の賦課の事務を取扱ふのみにして。其の徵收の手續は猶郡區役所の取扱ふ所とす。官制に云く。「一稅務管理局は大藏大臣の管轄に屬し內國稅に關する事務を掌る。」「一稅務管理局の名稱位置及管轄區域は別表に依る。」「一稅務管理局管轄內須要の地に稅務署を置く其位置及管轄區域は別に勅令を以て之を定む。」稅務管理局に左の職員を置く。局長。司稅官。稅務屬。技手。」局長は奏任とす大藏大臣の指揮監督を承け稅務に關する法律命令を執行し其管轄內の事務を管理す」。一局長は所部の官吏を監督し稅務屬の任免を大藏大臣に具狀す。」一司稅官は奏任とし。各局各署を通して。百人を以て定員とす。署長たる者の外各局に分屬し。局長の指揮を承け。稅務の監督に從事す。」一稅務屬及技手は判任とし。稅務屬は五千六百三十五人。技手は三百七十五人を以て定員とす。稅務屬及技手は稅務管理局若は稅務署に分屬し。稅務屬は上官の指揮を承け庶務及檢査に從事し。技手は上官の指揮を承け酒類の鑑定其の他技術に關する事務に從事す。」一各稅務署に署長一人を置き。司稅官若くは稅務屬を以て之に充つ。」稅務署長は上官の指揮を承け。其の署主管の事務を掌理し。部下の官吏を監督すと。此の時二十五の管理局を置けり。別表略す。

セイメイホケン　生命保險。（ホケンを見よ）

セイモムバラヒ　誓文拂。（エビスカウを見よ）

セイヤウレウリ　西洋料理。（レウリを見よ）

セイリヤウデム　淸涼殿。（クワウキウを見よ）

セイ井シ　征夷使。（シヤウグムを見よ）

セウ　簫。（コガクキを見よ）

セウガククカウ　小學校は。明治五年の學制創立と共に設けられしものなり。維新前に至りては兒女の教育は專ら寺小屋。又は儒家等に因て施されしが。

明治に至りて始めて新學制は成立したり。同五年學制を頒布して曰く。人々自から其身を立てゝ産を治め業を興し。其生を遂けんとするは。智を修め手を長するに依る。是學校の設ある所以にして。日用常行言語書算を始め。士官農商。百工技藝及法律政治。天文醫療等に至る迄。凡人の營む所の事。始めにあらさるはなし。されは學問は身を立つるの財本と云ふ可し。かの家を破り身を喪ふの徒は。畢竟其不學の過に生す。從來學校の設あるより。歷年既に久しと雖。或は其道を得さるにより。學問は士人以上の物なりとし。農工商及婦女子は。これを度外に置く。其士人も國家の爲にすと唱へ。或は詞章記誦の末に趨り。空理虛談の途に陷り。これを身に行ひ事に施すこと能はず。是沿襲の習弊なり。其才藝を長せすして。貧乏破產の多きも亦是故なり。夫人は學はすはある可からす。これを學ふは其旨を誤る可からす。今般學制を定め。教則を改め。今より邑に不學の戸なく。家に不學の人なからしめん。且從來の弊。學問は士人の事として。學費皆官に依賴す。爾後は此弊を改め。華士族農工商及其婦女等自奮ひて學に從事せんことを期とす」と。學區を定められし結果。各小區に小學を立てらる。曰く「小學は教育の初級にして。人民一般必學はすはある可からす。これを上下二等に分ち。男女六歲より九歲に至る者を下等とし。十歲より十二歲に至る者を上等とす。在學の期合せて八年なり。其學ふ所は日用の習字。讀書及書牘。算術。地理。理學。史學。幾何學。博物學。化學。畫學等の大意とす。これよりさき。明治三年六月。小學校を東京に設く。大學の管轄なり。四年。大學廢せられ。文部省の所管となる。五年。前記の如く學區を定められ。全國に八大學區を置き。一大學區中に各〻三十二中學區を置き。各中學區を二百十小學區とす。故に全國の小學校五萬三千七百七十あり。六年三月。八大學區を改めて七大學區とし。小學校四萬二千四百五十一あり。九月三日。教員等級を定む。小學校の大教授は十二等にして。中教授。少教授。大助教。中助教。少助教に至る等外二等とす。六年七月小學校の教授。助教を廢し訓導を置く。一等以下五等に至る。十九年四月九日。勅令第十四號を以て。小學校令を定む。第一條　小學校を分ちて高等尋常の二等とす〇第二條　小學校の設置區域及位置は府知事縣令の定むる所に依る〇第三條　兒童六年より十四年に至る八箇年を以て學齡とし父母後見人等は其學齡兒童をして普通教育を得せしむるの義務あるものとす〇第四條　父母後見人等は其學齡兒童の尋常小學科を卒らさる間は就學せしむへし其就學に關する規則は文部大臣の認可を經て府知事縣令の定むる所に依る〇第五條　疾病家計困窮其他止むを得さる事故に由り兒童を就學せしむること能はすと認定するものには府知事縣令其期限を定めて就學猶豫を許すことを得〇第六條　父母後見人等は小學校の經費に充つる爲め其兒童の授業料を支辨すへきものとす其金額は府知事縣令の定むる所に依る〇第七條　寄附金及其他の收入金ありて小學校の經費に供するときは其收入及支出の方法は府知事縣令の定むる所に依る〇第八條　授業料及寄附金等を以て小學校の經費を辨し能はさる場合に於ては區町村會の議決に依り區町村費より其不足を補ふことを得〇第九條　小學校教員の俸給旅費は府知事縣令の定むる所に依る〇第十條　小學資金の收入及支出は其管理者より每三箇月府知事縣令に報告すへし〇第十一條　小學校に屬する資產の管理に關する規程は府知事縣令の定むる所に依る〇第十二條　小學校の學科及其程度は文部大臣の定むる所に依る〇第十三條　小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限るへし〇第十四條　私立學校に於て小學校と均しき普通教育を兒童に施さんとするものは豫め府知事縣令の認可を經へし〇第十五條　土地の情況に依りては小學簡易科を設け尋常小學科に代用することを得但其經費は區町村費を以て之を支辨すへし〇第十六條　小學簡易科教員の俸給は地方稅を以て之を補助することを得。」同二十三年六月勅令第二百十五號を以て之を改正し。私立小學校を以て公立小學校に代用するの例を開く。二十六年五月勅令第三十四號及二十九年九月第五號を以て。公立小學校の授業料を徵收せずして費用を支辨するに足るものは。之を免除するとを得とす。同三十三年八月勅令第三百四十四號を以て小學校令の改正を公布せらる。曰く「小學校は兒童の身體の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並其生活に必須なる普通の知識技能を授るを以て本旨とす」とあり。改正規則七十三條を制定す。同時に文部省は其施行規則二百二十三條を定め。【新定の字音假名遣及漢字の制限】をも。この規則中に規定したり。また同時に文部大臣の訓示をなせり。【明治三十三年末の調査文部省報告】に依れば。我國小學校の現況は左の如し。小學校は兒童身體の發達に留意して。道德教育及國民教育の基礎。並其生活に必須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とし。之を分ちて尋常小學校及高等小學校とし。其市町村若くは町村學校組合。又は其區の負擔を以て設置するものを市町村立小學校とし。私人の費用を以て設置するものを私立小學校とす。又尋常小學校の教科と高等小學校の教科とは。之を一校に併せ置くことを得。且高等小學校に農科。商科。工科の一科若くは數科の專修科を置き。尋常小學校。又は高等小學校に補習科を置くこ

セウカ

とを得。修業年限は尋常小學校は三箇年又は四箇年。高等小學校は二箇年。三箇年又は四箇年。補習科は三箇年以内とし。專修科に關しては未た之を一定せす。而して師範學校には附屬の小學校を設くへきものとす。【官立小學校】は。高等師範學校及女子高等師範學校の附屬各一校とす。【公私立小學校の數】は本校二萬三千四百六十六校。分校三千五百二十九校。計二萬六千九百九十五校。其中尋常小學校二萬千七百六十三校。尋常科高等科併置小學校三千六百七十五校。高等小學校千五百五十七校にして。公立に係るもの二萬六千五百八十八校(師範學校附屬四十六校。市町村立二萬六千五百四十二校)。私立に係るもの四百七校なり。又補習科を設くるもの尋常小學校に四千三百五十八校。高等小學校に三百二十七校。計四千六百八十五校にして。高等小學校の專修科を設くるもの四校あり。又私立小學校を公立小學校に代用せるもの百三十二校あり。小學校の設備は。校地を擴張し。校舍を新築。增築又は改築し。器具を改良し。書籍器械を購入する等。逐年其整備を圖り。且本年文部省令第三十七號小學校設備準則改正に依り。一層の整頓を爲すことを期圖し。而して學校醫をして學校衞生の事項を視察せしめ。生徒の身體を檢査したる等。其實效を得たるなきにあらされとも。設置日尚淺きを以て未た一般に之か良績を得るに至らす。又町村に依ては。學校醫たるの資格を有する者なくして。未た之を置かさる者あり。市町村立私立小學校に於る【學級數に依り區別】すれは。尋常小學校は單級のもの最多くして。七千二百五十二校。二學級のもの之に次き。其一校にして最多く學級を有するものは四十八學級とし。高等小學校は五學級以上十學級未滿のもの最多くして四百五十三校。三學級のもの之に次き。其一學校にして最多く學級を有するものは四十七學級とし。尋常科高等科併置小學校は亦五學級以上十學級未滿のもの最多くして千七百二十校。四學級のもの之に次き。其一學校にして最多く學級を有するものは七十三學級なりとす。更に【修業年限に依り其小學科を區別】すれは。尋常科三箇年のもの八百十一校。四箇年のもの二萬千百六校。高等科二箇年のもの二百三十校。三箇年のもの三百六十二校。四箇年のもの四千百二校なり。【教員】公私立小學校教員の數は。八萬八千六百二十九人。其中本科正教員四萬六千七百九十五人。本科准教員一萬八千二百九十人。專科正教員千百四十七人。專科准教員二千三百九十四人。本科雇教員一萬六千百二十八人。專科雇教員三千百七十五人なり。而して一學級に對する市町村立私立小學校教員の比例を擧くれは。本科正教員は尋常五分五厘。高等七分五厘にして。尋常に二萬八千五百九十三人。高等に四千人。計三萬二千五百九十三人の不足に當り。本科正教員に本科准教員を合するときは尋常八分二厘。高等八分二厘にして。本科及專科の教員總數を以て學級數に比すれは。一學級に付き尋常一人一分。高等一人二分に當れり。更に其の教員一人に對する生徒の比例を擧くれは。本科正教員は尋常百一人四分六厘。高等六十五人一分三厘にして。本科正教員に其の准教員を合するときは尋常六十七人五分七厘。高等六十八人七分一厘に當り。又本科及專科の教員總數に在りては其教員一人に對する生徒は尋常五十八人五分四厘。高等四十一人三分七厘に當れり。【公私立小學校生徒の數】は尋常科三百四十一萬二百七十五人。同補習科八萬九千三百人。高等科七十八萬二千八百九十六人。同補習科八千五百二十五人。專修科四百八十七人。計四百三十萬千四百八十三人にして。其日々出席及缺席生徒百人中出席比例は。補習科。專修科に係るものを除き。尋常科八十一人七分六厘。高等科八十九人一分四厘。平均八十三人一分六厘なり。」とテラコヤの條參看すべし。

セウセツ 小說は。ふるくは物語といひ。後世には讀本。臭草紙などといひ。大かた明治に入りて一般に小說と稱す。【物語もの】三上參次の日本文學史に。平假名の出來し頃には。既に平假名文の行はれしこと。自然の勢にして。疑ふべくもあらず。されどその平假名文にて。一種の體裁を備へ。平安朝の文學を形づくりたる一大要素となりしものは。即ち物語文是れなり。抑ゝ物語といふは。もと話說の義にして。ふるく日本書紀には。談の一字を。ものがたりとよみたり。この名をば。話說を綴りたる書物に用ひ。物語とよみたるものなるべし。我が國上古の傳說を記錄したる紀記の二書には。神代よりの物語甚だ多し。人皇の御代となりてゝ。夢野の鹿。浦島子などの物語あるは。能く人の知る處なり。降りて平安の朝にいたりては。文物大に開け。且つ假名文字の用法自在なりしかば。或は人生の盛衰を述べ。或は脚色を設けて。人情を寫し。以てかの優美にして柔懦なる。佳人才子の消閑の具となす事大に行はれたり。物語即ち是れなり云々。されば小說と稱すべきは平安朝の時代に於ける物語を以て其嚆矢と爲す。此時代に於ては何々物語と稱して。過ぎにし世にありし事。又は己れの經歷を人に語り聞かするさまとなし。些少なる事實を根據として之に附會し。或は之を敷衍したるもあり。或は全く想像によりて趣向を構へたるもあり。或は世にありし事を其儘に記錄せるもの等にして。伊勢物語。大和物語。竹取物語。源氏物語。住吉物語。宇津保物語。濱松中納言物語。榮花物語。朝倉物語。交野少將物語。ねざめ物語。井手中將物語。梅壺少將物語。あし火焚く屋

の物語等の數種あり。これらは概れ翠帳紅閨の貴婦人若しくは公達の手に成りしものなれども。當時作者の署名を爲さゞれば。中には誰の著作なるかを知るに由なきものあり。然れども在原業平。業平の子滋春。源順。源俊賢。藤原行成。紫式部。伊勢大輔。淸少納言等は孰れも著名の作者なりしなり。鎌倉時代には水鏡。續世繼。保元物語。平治物語。源平盛衰記。平家物語等の類にして。作者は中山內府忠親。葉室大納言時長。信濃前司行長等最も著名なり。夫より南北朝及び室町時代に到ては。擾亂紛爭の世の中なれば。此種の物語なども多く著はれず。太平記。徒然草。曾我物語。義經記等にして。作者は一條兼良。一條冬良。兼好法師等なり。【江戸時代】の小說は實に其時代の文學の大部分を占領せるものにして。其種類も甚多く。かの平安朝の小說が僅かに物語の一種に止まるの比にあらず。即ち御伽草紙。實錄物。讀本。草雙紙。人情本。滑稽本。浮世草紙。洒落本等其時々の名稱によりて區別すれば。殆んど數十種に上るへし。今其性質に從ひて大別すれば。端物(戀情小說共)。歷史小說。滑稽小說の三種となす。端物は天和。貞享。元祿の頃行はれし浮世草子と稱せしものにて。作者は非原西鶴。安藤自笑。江島其碩等の名家少なからざりし。此端物は漸く長編となり。一種の洒落本となりて。遂に純粹なる戀情小說となりて現はれぬ。之を名づけて人情本といふ。人情本は洒落本の變體にして。たゞ草雙紙の如く長々しき續きものとなりてあらはれたるのみ。こは天保年間に榮えし爲永春水に到りて其頂點に達せり。當時は能く男女の癡情を述へ。閨房の事狀を寫したる陋猥のもの最も流行したれば。文政のはじめ。彼の山東庵京傳の如きだに尙且つこの類の作者の虛名と利益とを歆羨し。密に洒落本を出版して刑罰に觸れ。又天保十三年春水は彼の梅曆。辰巳の園等の誨淫の書を作りて罪に處せられたり。歷史小說は實錄物。草雙紙。讀本等の類にして作者は曲亭馬琴。京傳。柳亭種彥。丈阿。文子。通交。文祥。明誠堂喜三二。戀川春町。市場通笑。唐來三和等其他數名あり。滑稽小說は其當時滑稽本と稱せしものにして。此種の著も亦尠からず。其作者の有名なるものは十返舍一九。式亭三馬。瀧亭鯉丈。梅亭金鵞等なり。(此時代の本の體裁はセイホンの部に記す)。【明治時代】の小說は。假名垣魯文。條野採菊等。所謂舊戲作者流の手に。馬琴。春水。三馬等の書振行れ。小新聞の小說は多くこの種類なりしが。饗庭篁村。幸堂得知等の八文字屋又は黄表紙の嗜味。その間に於て稍異彩として迎へられしが。やがて文運の進步は。明治十九年に至り。文科大學より春の屋おぼろの名の下に坪內雄藏が「當世書生氣質」を出し。同時に同じ人の「小說神髓」出てゝ。新作に依て小說の新意義は世に紹介され。こゝに小說界に明治時代と稱すべき一新紀元は開かれ。續いて硯友社起りて。山田美妙の言文一致世の耳目を新にし。已にして尾崎紅葉。幸田露伴の西鶴ぶり之にかはり。森鷗外。二葉亭四迷。樋口一葉其他新作家蔟出して。佳作を出すもの頗る多し。專門小說家以外にも又指を小說に染むるものの多く。末廣鐵腸の雪中梅。矢野龍溪の經國美談。柴四郎(東海散士)の佳人之奇遇等尤も名あり。飜譯小說には森田思軒。內田不知菴。若松賤子等あり。專門家ならぬ手にも政治小說等の飜譯されしもの亦頗る多し。文體。結構。作家につき。一々は茲に省く。【原稿料】中古にありては。作者自身の娛樂より著作せしものなれば原稿料とては素よりあらざりし。尙江戸時代にありても。書肆の作者に酬ゆるとは極めて薄く。只年始。歲暮に錦繪。繪草紙などを贈くるに止まり。別に原稿料として作者に酬ゆることはなかりしなり。偶當り作あるも。其作者を客となし。畫工彫刻師等をも遊里に聘して。之を饗應するに止り。然らざれは。絹一匹又は縮緬一反を贈りて其勞に酬ゆるに過ぎず。未熟の作者に至ては。入銀とて二分乃至三分を草稿に添へて書肆に出版を請ふものあるに至れり。されば當時の作者は皆他に生計の道を立てゝ。戲作は眞の慰みものとなせしなり。其原稿料として書肆より作者に金子を贈くる事となりしは。京傳。馬琴等に始まり。京傳は寛政初年より。馬琴は寛政七八年の頃より原稿料を收めたりと云へり。明治時代に至ては素より悉く原稿料を收め。其價格は一定せざるも。一篇乃至一頁に付何程。或ひは新聞等に揭載するものは。一回に付何程と定むるもあり。又懸賞募集小說等の擧ありて。廣く佳什を拔摘すること近來一種の流行を爲せり。

セウチヨク　詔勅は。天子の言なり。又古くは勅諚とも綸旨とも宣旨とも云へり。之を記したるものを宣命。詔書。勅書など云ふ。【詔と勅との別】施行の法かはることなし。其內臨時の大事を詔と云。尋常の小事を勅とす。同く是綸旨なり。勅も詔と同きことにて。三通寫しかゆるなり。最初に勅を受る人。中務省へ宣送す。中務奏聞しおはりて。式の如く署して。本紙を留めて案とし。別に一通を寫して太政官へ送る。少辨以上式の如く連署して。留めて案とし。又別に一通を寫して施行す。「奉二勅旨一」と云文字より以下は。辨官の史の注する所なり。さて詔には。中務省の官人三人ともに。中務の字を上にしるす。勅旨には。始めばかりに中務をしるして。あとには重ねてしるさず。上皐には【院宣】と云ふ。皇太子には【令旨】と云。其法又上の如し。其內令旨を春宮坊に宣送し。春宮坊にて啓聞しおはりて。當日を留め

て案とし。別に一通を寫して施行す。詔勅よりはやゝ略なり。三后も是に準す。親王諸王。攝政。關白。將軍の命は御教書と云ふ。又有職問答に云。院のをば院宣。后親王並宮々のをば令旨と申候。關白のをば長者宣と號候。攝家淸華別てあながち無其稱候。地下輩ことには大略家司奉書也。」とあり。【詔書を發する式】詔書を發する時の式。江家次第に載す。云。詔書覆奏。上卿（大納言若無者中納言）着レ陣。外記申ニ詔書覆奏可レ候由一。上卿着ニ外座一。令三陣官人敷ニ膝突一。召ニ外記一令レ進ニ詔書一。外記進レ之（挿ニ書杖一）。上卿見畢返給。外記挿レ之立ニ小庭一。上卿付ニ御所一。令ニ藏人奏一レ之。」攝政時若御ニ直廬若里第一者。藏人可ニ持參一。書ニ可字一。返（覆奏詞。奥下一字許。自ニ年號一頗寄レ奥書レ之。不レ挿而返ニ給之一）。上卿傳ニ給外記一（取レ笏退歸）。近例。於ニ弓場殿一開ニ見御可之有無一。歸ニ着陣座一。外記持ニ文挿一。候ニ膝突一。上卿取レ之。返ニ給外記一。」康和四年上卿（經實）給レ史。不レ可レ然云々。」公式令曰。中務卿若不レ在。即於ニ大輔姓名下一註レ宣。少輔姓名下註ニ奉字一。大輔又不レ在於ニ少輔姓名下一。併ニ註宣奉行一。若卿一人在者。亦准ニ大輔一。若少輔不レ在。餘官見在者並准レ此（謂大少丞在見。亦以レ次謂ニ宣奉行一）。爲レ准ニ之少輔以上一故也。」寛治四年九月詔書。大輔有賢下。註ニ宣奉行三字一（失也）。詔書覆奏無ニ内覽一。依ニ執柄加一レ署也。若關白詔書覆奏者可ニ内覽一。依レ無ニ關白署所一也。」【宣命】古の勅書詔書は總て萬葉書きなり。王朝の頃より。漢文を用ふ。儀式及祭祀にのみ萬葉書の者のみを宣命と唱ふ。其の文例として。嚴有院殿（德川家綱）贈官位宣命を左に揭ぐ。

天皇我詔旨止良萬故征夷大將軍右大臣正二位源家綱朝臣爾詔止勅命乎聞食止宣。通ニ文武之道一志見ニ仁義之源一氐志海内淸平爾萬國安靜多利頃聞久疾病難レ治久性命在レ彊氐早薨止奴仍贈ニ崇號一利忽感ニ忠功一布多故是以太政大臣正一位爾上給比賜布天皇我勅命聞食止宣」（鹽尻）

宣命は詔勅にて。古言を以て御言のりし給ふ也。本居宣長曰。宣命は。すなはち古の詔勅にして。上代の詔勅は此外なかりしを。萬の事。漢ざまにならひ給ふ御世々となりては。詔勅も。漢文を用ひらるゝも多くなりて。後の世にいたりては。つひにその漢文なる方を詔書勅書とはいひて。もとよりの皇國言のをば。分て宣命とぞいひならへる。西宮記に。詔書事。改元。改錢。並赦令等類也。臨時大事爲レ詔。尋常小事爲レ勅。勅書事。攝政關白賜ニ隨身一。皇子賜ニ源氏姓一。内親王准ニ三宮一。宛ニ封戶一等類可ニ尋註一。宣命事。神社山陵告文。立后太子。任大臣節會。任僧綱天台座主。及喪家告文等類也。奏覽儀同ニ詔書一と見えたるが如し。北山抄にもかく有。されど續日本紀のころは。なほ然にはあらず。皇國言のをも。もろもろの事にもおほく用ひられて。これをも共に詔といひ勅といへりき。さて宣命といふ目は。續紀の十の卷に始めて見えて。そは命を宣よしにて。宣とは命を受傳へて告聞するをいふ也。神祇令に中臣宣ニ祝詞一とありて。義解に宣布也。言下以ニ告レ神祝詞一宣中聞百官上とあることく。宣命の宣もその意也。繼體紀に宣勅使とあるも。勅を宣る使也。其外つねにいふ宣旨宣下なども。みな宣字は告聞する人に係れり。さればかの續紀に見えたる宣命も其義にて。古語のにまれ。漢文のにまれ。勅命をうけ給はりて。宣聞する事をさしていへる目にこそあれ。その文をさしていふ名にはあらさりしを。後世には直に其文をさして宣命といひ。さながら宣字をも。詔勅のもとぞ心得たゞる。上代の詔勅はみな此宣命といふさまの文にぞ有けむを。古事記にも書紀にも。しるされたることなければ。持統天皇よりあなたの御世々のは。一つだに世につたはらずなりぬ。書紀に多く載せられたる詔ども。上代のはみな撰者の心もて新に造りて。かざりに添へられたる漢文のなれば。意も詞も古にあらざると論なし（歷朝詔詞解）。右を以て宣命の義を知るべし。明治維新の初は。神祇山陵の告文にのみこれを用ひしが。後宣命の稱を廢し。天皇の親祭したまふには御告文と稱へ。勅使の奏するをば祭文と改められし趣なり。

【詔勅宣旨並に書式等の事】制度通云。本朝之制有ニ詔書一。有ニ勅書一。有ニ位記一。有レ宣。東宮曰ニ令旨一。

詔書式

詔旨云々咸聞

年月御畫日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓（已下外記のしるすところなり）

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名

大納言位臣姓名

大納言位臣姓名

大納言位臣姓名言等（令の時大納言四人なり倶に連名）
詔書如レ右請奉
レ詔付レ外施行謹言
年月日
可　御畫

右令にのする所。詔書の式かくの如し。其内大事を以て藩國の使に宣ふには。詔旨といふ上に。明神御宇日本天皇といふ字を加ふるなり。朝廷の大事。立坊。立后の如きことは。「明神御宇大八州天皇」といふ字を加ふるなり。中事。任大臣以上の事には。天皇詔旨と書す。小事。五位を授る以上には。たゞ詔旨と許り書す。何れも令に具さなり。凡詔書は内記御所に於て作り。訖てこれを中務卿に給す。中務卿是を大輔に宣す。大輔奉して是を少輔に付し。太政官に送らしむ。故に宣奉行と云也。もし中務卿かくろときは。大輔の下に宣と書し。少輔の下に奉行をあはせ書す。大輔もかくろときは。少輔の下に【宣奉行】の三字ともに是を書す。少輔もあらされは。丞錄にいたりても。又如レ此。唐の法に準すれば。中書の宣奉行是にあたる。又詔書は。内記草しおはりて。中務省へわたす。それゆゑ太政大臣と云より以下は。外記の官人。中務省よりきたる詔書の後に於て注記す。故に外記の職掌に勘二詔奏一と云。又詔書はすべて三通り寫しかゆるなり。先つ内記の草する詔書御畫日のあるを。中務省にとゝめて案とす。是一通なり。中務省にて別にうつしかへ。即署して太政官へ送る。大納言奏聞し。天皇畫可おはる。是をとゝめて案とす。是にて二通なり。是は何れも官府のひかへなり。太政官又更に一通を寫し施行す。是にて三通なり。内記作レ詔畢（或自二内裏一仰二内記一令レ作。或大臣奉レ勅令レ作。）納レ筥令下參議以上若内侍進中御所上。御畫日訖置二殿上机上一（掃部寮頭立二漆案一）而退下。須臾參議以上一人升レ殿。喚二内豎一召二中務省一。稱レ唯出（出二入日華門一）喚二輔以上一人一。入レ自二左掖門一就レ版（若有二雨水一。通レ自二南廂一。立二承明門内東第二間一。他皆倣レ此）。勅曰參來。稱レ唯升レ自二南階一。立二簀子敷一（當二御前一）。勅曰書賜禮。稱レ唯進取二勅書筥一退出（用二同門一）。既而御畫日者留爲レ案。別寫二一通一。印署送二太政官一。大納言覆奏畫レ可（勅書畫レ可。論奏等畫二聞字一）訖留爲レ案。更寫二一通一施行（頃年所レ行更不レ寫二一通一。畫二可字一者附二辨官一施行。畢即收二外記一）。右は内裏式下卷にあり。式凡三卷。弘仁十二年正月三十日右大臣冬嗣公奉レ勅撰。天長十年二月十九日。右大臣淸原夏野公奉レ勅重校增損。令に載せて詳なり。

勅旨式
勅旨云々
年月日
中務卿位姓名
大輔位姓名
奉二勅旨一如レ右　符到奉
行
年月日　史位姓名
大辨位姓名
中辨位姓名
少辨位姓名

【宣旨の事】和訓栞云。日本紀に宣旨をのたまふおほんことゝ訓ぜり。西宮記に。大宣旨。小宣旨。國宣旨の目あり。王建か詩に。非時玉案呈二宣旨一と見えたり。通鑒綱目の注に。天子命謂二宣旨一。又曰二宣命一。上卿より出し【口宣案】を大外記受て書出す文書を宣旨とす。扨この口宣を頭辨（藏人頭にて辨官の人）に送る。頭辨より官に任する人の許につかはす也。【内覽の宣旨】といふは。奏聞すへき事を。關白に内覽すへきの宣旨を蒙らるゝ也。【使の宣旨】を蒙るなといふは。檢非違使をいふなり。【口宣の事】同書に。五位以上の官位を授らるゝに。頭辨を召て勅命あり。辨口宣を調て上卿に達す。楊文公談苑に。宣二勞賜一曰二口宣一と見えたり。口宣案は。頭辨より上卿へ遾せし口宣を。其家に納て。別に書寫して大外記に遣はすをいふ也といへり。口宣等之案。宣旨之寫。鹽尻に載す。

從五位下姓名
正三位行權中納言姓朝臣名
宣奉　勅件人宜令任
攝津守
年號月日　大外記兼掃部頭造酒正直講中原朝臣師定奉
口宣之寫　上ヨリヒトクダリナリ
口宣案上ツヽミ
上卿　中御門中納言
年號月日　宣旨　タレコチモチナシナリ

藤原丶丶（名乘ナリ）
宜任攝津守（ナニヤチニヲモチナシ）
藏人右中辨姓名（ナニノカミニテモ）
（口宣はうす墨。宣旨は白紙。位記は鳥子やう。卷軸有）

右のごとく二通（一通は攝津守と有所從三位とう可有）。五位以上何も同。此外位記有之長き故畧之」とあり。

【宣旨といふ女官】官位訓に。宣旨といふを。只一向におほえし人多し。勿論帝の仰せをも宣旨と申すなり。又ひとつに宣旨と申すは。院中にて雜仕取次の女官の事なり。源氏物語に。明石の姬君の乳母の母。故院の宣旨に補すと。」また和訓栞に。宣旨女官ともいへり。源氏に春宮の宣旨なる內侍のすけといふは。宣旨と內侍を兼たる人也」と見えたるか如し。有職問答に云く。女に宣旨と申號候。如何。答。是中宮の宣旨。春宮の宣旨。又關白家宣旨の局とて候。それは其關白になられ候時の宣旨をとり入たる女房を喚候。此宣旨を撰して。攝關家の宣旨取傳たるにあられとも。可然女房なと自然號候。」とあり【內侍の宣。女房宣】なと云ふは。尙侍の官にある女房が。天子の旨を受けて達する宣旨なり。內々の事件のみなり。

明治以後詔勅には。大臣之に副署す。又法律を布告する時は。奉勅旨布告候事と書きて。太政大臣。主務大臣之か連署する例なりしか。內閣總理大臣を置かれしより。法律（參看）は天皇親から勅旨を宣べ給ひ。總理大臣及び主務大臣之に連署することゝなり。憲法には。凡て法律勅令。其の他國務に關する詔勅には。國務大臣の副署を要すと規定し。詔勅には大臣悉く連署することゝなれり。

セウバウ　**消防**は。火災を消防することなり。我か國の家屋は木造にして火器の取扱粗鹵なるを以て。火災の多きこと萬國に比なし。然れど古來今日に至るまで。各地の地方官の權內に屬したり。尤德川氏の頃江戶の屢〻出火あるを以て。政府は消防事業に對しては全力を盡し。軍防に於けると等しき組織を以て。其の消防隊を編制し。將軍自ら使番を派遣して之を監督し。諸侯人民等之に直接關係なき者も。之が消防に干與せしめ。一方また放火者及び怠惰失火せる者をも嚴罰に處して。火災を豫防するの方針を取れり。【失火及び放火の罪】前卷火災の部にも之を記したりと雖も。猶漏れたるを爰に補ふ。德川禁令考に云く。享保五子年。火札竝張札等取計之儀に付達書。町方に火札其外張札等有之候得者。其所より申出。吟味有之候得共。畢竟右者先へ難儀をかけ可申ため。事を僞り候品に候間。自今は張札等有之候共。何事によらず申出候に不及候條。其所にて名主共火中可仕候。然共致張札候ものを見屆候はゝ。召捕差出可申候。且又張札仕候に付。右云たてられ候ものを宿等替させ候事。一切致させ申間敷候。右風聞之儀に付。宿立させ可申由申ものも候はゝ。當人直に奉行所へ罷出。其段相達候樣に致させ可申候。以上。八月。【出火に付き咎之事】青標紙に云。平日出火之節。小間拾間ゟ以上燒失に候はゝ。火元類燒之多少に寄。三十日。二十日。十日押込（享保六年極）。但小間拾間以下之燒失に候はゝ不及咎。尤寺社ゟ出火に而類燒有之候はゝ。其寺社七日遠慮。」御成日朝ゟ。還御迄之間。竝小菅御殿御成。還御之日。竝御逗留中。小間拾間以上燒失。且平日三町ゟ以上燒失之節。火元。五十日手鎖（享保四年極）。但寺社ゟ出火候はゝ。其寺社十日遠慮（寬保三年極）。火元之地主三十日押込。火元之家主右同斷（寬保二年極）。火元之月行事右同斷（同上）。火元之五人組二十日押込（同上）。風上二丁風脇二丁つゝ。六町之行事三十日押込。但風上風脇之者不精之樣子次第。相應之咎可申付。格別精出候はゝ譽可申候。」一御成。還御之節。且小菅御殿御逗留中。類燒有之候とも。小間拾間ゟ以下之燒失に候はゝ。不及咎。」一寺社門前ゟ出火之節。平日小間拾間以上燒失候はゝ。其寺社は不及咎。御成日朝ゟ。還御迄之內。且小菅御殿御成。還御之日。竝御逗留中。小間拾間以上燒失。平日三町ゟ以上之燒失候はゝ。其寺社十日遠慮。門前之者町方咎は同斷（寬保二年極）。」とあり。近所の者をも罰するは。其消防方宜しきを得ずして。大事に至らしめたるを罰するの意なるべし。

【江戶時代の消防】東陽堂出板江戶の花に云。江戶時代に於ける火災に際し。先づ之を報するは【火消屋敷】也。同所にて大鼓を擊たざる時は。假令他の火の見番の者所在火の擧るを觀るも。默視して彼の鼓報の響くを待てり。故に火消屋敷にては日夜怠るなし。此鼓報を聞くや。諸藩邸の火の見各板木を擊て之を報じ。町半鐘相亞ぎて四方喧囂たり。【火消屋敷の沿革】定火消役の役邸は。府內諸方に散在し。俗に之を火消屋敷と稱ふ。近年は十箇所ありし也。今其沿革を記さむに。慶安三年庚寅六月二十六日始て定火消二組を置く（是其創立也）〇明曆四年戊戌九月十八日四組を增置す（此年改元萬治）。〇萬治二年己亥八月廿二日二組を增置す〇同三年庚子十一月十八日又二組を增置す。〇寬文二年壬寅二月九日猶二組を增置す。〇元祿八年乙亥二月十八日猶又五組を增置す。〇寶永元年甲申十月三日五組を減ず。元來八組なりしを。後に十五組に改め。寶永元年より十組に定めたりと云ものは。明曆四年より寬文二年迄は其間纔かに五年。寬文二年より元祿八年迄は。殆ど二十四年を

歴。元祿八年より寶永元年迄は。其間十年なり。是に於て知る。一旦定めて後増減し。以て十組に確定せしを(一書に寶永年中定火消被レ命。初め十五箇所當時十軒とあるは誤りなるべし)。【所在地】「八代洲河岸」馬場先御門外北角に在り(嘉永五年より松平采女此邸に居す。持高五千石なり)。○「赤阪溜池」靈南坂上の西側に在り(嘉永二年より小出伊織此邸に居す。持高五千石なり)。○「半藏御門外」御門方南堀端に在りし(嘉永元年より神保三千次郎此邸に居す。持高六千石也)。○「御茶之水」元聖堂の西に在りし(嘉永三年內藤外記此邸に居す。持高五千七百石也)。○「駿河臺」今のニコライ堂の所に在りし(嘉永七年より齋藤左衞門此邸に居す。持高六千石也)。○「赤坂御門外」傳馬町の西。今の陀枳尼天堂の所に在りし(嘉永七年より米津小太夫此邸に居す。持高四千石也)。○「飯田町」黐之木坂上北側に在りし(嘉永五年より戸田中務此邸に居す。持高六千二十二石也)○「小川町」一ッ橋通錦町の東側に在りし(嘉永五年より岡田將監此邸に居す。持高五千三百石也)。○「四谷御門外」麹町善谷寺谷通。表六番町の西角に在りし(嘉永七年より能勢熊之助此邸に居す。持高四千八石也)。○「市谷左內坂」坂下堀端通北角に在りし(弘化三年より渡邊圖書助此邸に居す。持高五千石也)。【火消役】火消役は役邸を賜はり。邸の玄關正面へ纏を立置く。纏に馬簾はなくて。錫箔地へ家々の定紋を漆にて畵く。門の地覆(敷木也)を除置て出入の便とするは。此役の印なり。持高の外役扶持三百人扶持。城中伺候の席は菊の間にして。若年寄の支配なり。與力六騎。同心三十人を指揮して火を救ふ(與力。同心は抱家來にあらず。官邸附なり)此役は寄合席といふより昇る。初心の人の隊卒を指揮するの初階なる故。若齢にて家督を相續せる人。多くは消防を勤む。消防のみに非ず。都て非常の事ある時は出馬する也。火事場見廻役。又は聖堂學問所世話掛等より昇るもありし。【ぐわえん】火消卒をぐわえんといふ。郎ち臥烟の音稱なり。此ぐわえんといふもの。江戸者多し。極寒といへども邸の法被一枚の外衣類を用ず。出火に出る時は。滿身の文身を現はし。白足袋(火事毎に改る)はだし。身體淸く男振美しく。髮の結樣法被の着こなし。意氣にして勢よく。常に世間へは聊の無理も通りければ。祁寒の苦を忘れて。身柄の家の子息等の。ぐわえんに身を誤る者少しとせず。此者共皆大部屋に一同に起臥し。部屋頭の取締を受く。又義侠心ありて。よく理非を辨ふ。火事なき時は三飯の外は吾身の掃除なり。夜中臥すに長き丸木を十人十五人一同に枕とす。櫓太鼓鳴るや。枕木の小口を打て起せば。直ちに飛出て火に赴くといふ(されとこはかたのみにてドンといふや目を覺す。所謂武士は轡の音に目を覺すの理也)。火中命を捨る者まゝありし。(四谷にぐわえん寺あり。皆こゝへ葬る。墓多し)。【出場の制限】出火の際。定火消の繰出すべき出場制限は。左の如し。

札之辻　松平肥後守。松平政千代屋敷限　　麻布　櫻田町阿部播磨守下屋敷限
青山　松平左京大夫屋敷限　　權田原　紀州家屋敷裏限
四谷　裏大番町大木戸限　　大久保　安藤織部屋敷限
市ヶ谷　尾州家上邸元松平出雲守邸限　　牛込　榎町早稲田限
小日向　下新町目白不動。音羽町護國寺限　　小石川　御殿後通り限
巣鴨　大原町限　　本郷　駒込追分田沼主計頭下邸限
谷中　三崎限　　下谷　金杉限
淺艸　觀音堂又は今戸限　　八町堀　靈岸島木挽町尾州家藏邸限
深川　八幡社限　　本所　龜戸天神橋限
北本所　水戸家藏屋敷脇源兵衞堀限(以上を出場內と稱へ此外を出場外と稱ふ)

火がゝりは八町以內なり。もしまた八町以外の火災なれば。方角によりて各詰場の定めあるべし。【大名火消の事】大名火消と稱するは。樞要の場所に常備守衞を置くものにして。命を幕府に聽く。創設は享保七年の交なりと云ふ。其要所を十一ヶ所とす。左の如し。

○大手方(大手門に有。此所の警衞は譜代諸侯十萬石以上の家にて之を勤む。番所詰侍十人の內番頭一人物頭一人常に肩衣を掛け。平士は羽織袴着用。鐵砲二十挺弓十張長柄二十筋持筒二挺持弓二張を備へ。金屛風立廻し幕打絞て威儀嚴然たり)。○櫻田方(內櫻田門にあり。此所は譜代大名六七萬石の家相勤む。番士は大手方に同じ。鐵砲十五挺其他は大手方と異るとなし)。○二之丸(城中にあり。火消役諸侯譜代外樣の別なく命せらる)。○紅葉山(城中に有。將軍家靈屋のある所火消役前同斷)。○吹上(城中にあり。火消役諸侯前同斷)。○淺草米廩(火消役諸侯前同斷)。○本所米廩(前同斷)。○增上寺(德川家靈屋のある所。火消役諸侯前同斷)。○上野寛永寺(前同斷)○聖堂(孔廟あり。學問所なり。火消役諸侯前同斷)。○猿江材木藏(火消諸侯前同斷)。

郎ち右の要所へ火消役一組(大名)宛を配附し置かるゝこととなるが。出火の際は火の見櫓の板木を合圖に繰出すなり。其繰出すべき人員の定數は左の標準に從ふものとす。

二十萬石以上　騎馬十五騎より二十騎迄。足輕百二三十人。中間（足輕の下）。人足（下奴）二百五十人より三百人迄
十萬石以上　騎馬十騎。足輕八十人。中間。人足百四五十人
五萬石以上　騎馬七騎。足輕六十人。中間。人足百人
一萬石以上　騎馬三四騎。足輕二十人。中間。人足三十人

【方角火消の事】方角火消に二大組あり。一を大手組と云ひ。二を櫻田組と云。同く大名火消なりと雖。前に記せる大手方。櫻田方とは全く別種のものたり。而て大手組。櫻田組を細別して更に各四組とす。故に此方角火消なる者は。都合八組より成り。二三萬石以上五六萬石以下の譜代大名之を勤む。人員の割合は前記大名火消と異なることなし。要するに此方角火消は。城附護衛の遊軍とも云ふべくして。是又火の見櫓の板木の合圖に依て繰出すものなるが。同く金銀の馬標纒を押立て。隊長は馬上に鉦付の火事頭巾を被り。隊伍正く大手門。櫻田門を目指して馳付け。使番の傳令を待つ。蓋し皆老中。御目附等の指圖を受るもの也。但内曲輪の出火には。直接火に向て働くも。外曲輪の火事には。火の中の働を爲さず。唯火粉飛火を防ぐのみを以て其職掌となせり。【各自火消の事】前記大名火消。同方角火消の外。三百の諸侯には八丁火消。五丁火消。三丁火消と稱する各自の火消あり（居邸最寄八丁四方。五丁四方。三丁四方内に起りし火事の消防を爲す）。其繰出す人員は持高に應ずるものにて。固より一定の制限あるにあらず。且其目印作法等も。家々の擇ぶ所に任せ。毫も幕府火事役人の干渉を受けざるものとす。又見舞火消と云あり。隊を揃へ。鉦付火事頭巾。火事羽織に眩ゆき許りの袴を穿ち。胸當の定紋大きく。騎馬武者三騎五騎或は一騎にて同勢を率ひ。美々しく防火器を備へて。藩主の親戚及菩提寺へと馳せ往く也。然ど此等は多く國許の人々なれは。火消役とは雲泥の差ありて。頗る緩慢なるものとす。【加賀鳶の事】加賀中將は其高百二萬二千七百石にして。加州金澤の城主たり。江戸本郷五丁目に本邸を構へて消防夫を抱へ。以て本邸八丁四方の火災に備へらる。其扮裝他に比類なし。組に一番手。二番手。三番手（三番手は扣にて。繰出すこと稀れ也。只正月初出の時揃ふ）の三種あり。火の見櫓板木の合圖によりて。親戚菩提院へ繰出すこと他家に同じ。外に將軍家學問所なる聖堂の火消を勤む（聖堂は大聖殿とて孔廟あり。天下の禮樂此より出つ。故に警備嚴重なり）之に將たるものは騎馬二隊を指揮し（此將たるものは太守御側衆より出るとなり）鉦頭巾火事羽織に赤地へ一寸許りの金角繼ぎの胸當を輝かし。馬脇靑侍二人づゝ左右に隨ひ。鳶は頭目代。小頭役四人宛大形の雲に稻妻染出せる長袢纏を着し。鼠色皮羽織は。背に丸の中に斧の打違たる紋を白く現はし。同色の股引に欝金白紐の脚袢。靑縞の足袋に足踏固め。鼠色の頭巾鐵礎筋金の手鍵を左右に振り。纏持も同じ扮裝にて。其纏は銀塗太鼓の形にて。胴の左右に力紙を垂れ。之を打振る時は音高く太鼓の胴を撲つ樣に作れり。各番每に一本を備ふ。此纏は昔時豐太閤より拜領の物也とて。侍二人づゝ必ず左右に守護す。平鳶五十六人は同じ模樣の袢纏に靑縞の股引欝金白紐の脚袢。靑縞の足袋に足取を揃へ。茶色に同じ紋所（斧の打違）を染出す皮羽織を着し。髮は半締とて。髷は海老の腰の如く刷先を美事に散し。鬢を抜上げすき額にす。何れも脊丈は五尺以上。面逞しく力飽くまで强く腹を突出し。左手に頭巾。右手には五尺の鍵を携へ。そも其行列の足竝は。左手に左足。右手に右足と前後一樣手足揃へて歩む。斯くて行列の跡よりは。更に小者等四五十人にて。梯子水桶龍吐水など。夫々の防火器を擔ぎ乍ら火事場目掛けて繰出す（御使番。火事場見廻役。火事裝束等は。クワジ又はクワジシヤウゾク參看）。

【町火消】。（いろは組）町火消とは所謂いろは組の事にして。一番より十番まで四十八組と。別に本所深川十六組とを總稱す。其初め享保の比【日用座】と云一種の日傭受負業ありて。此所より人足を出し。又町々には火消頭ありて。其人足を指揮し。以て消防の事に從はしむ（一町每に人足十五人づゝなりし）。是れ町火消の濫觴なり。其後日用座雇を廢し。消防頭直接に人足を取締ることなりてより。消防頭は人足を子の如く愛しみ。人足は又消防頭を親の如く尊重し。玆に始て親分。子分の關係を生ずると同時に。艱苦を倶にし死生を共にするの情義をも生ずるに至れり。是を以て其組合中の者は。常に己が組合の纒を穢さゞらんことを心掛。相互に勵むより。遂に各組合の競爭となり。愈々其團體の基礎を固め。いろは組と云へる消防組織を見ることはなれり。時に享保四年四月也（泰平年表には享保十三年三月とあり誤なり。但此の時（へ。ら。ひ組を廢し。百千萬本組を置くか）。尤も蘐園雜話に據れば。荻生總右衞門（徂徠）幕府の穩密御用を命ぜられし時。江戸府內火災取締の事を下問になりしかば。徂徠は町火消創設の案を立て幕府に答申しけるに。幕府直ちに之を採納し。始めて町火消なるものを組織する事となり。又此組合をいろは別に爲せしは。時の町奉行大岡忠相の考案に出でたるものなりと云へり。卽ち其組合番號は左の如し。

一番組（五組）いよはに萬。二番組（七組）ろせもめす百千。三番組（七組）てあさきゆみ本。四番組（こえしゑ。後四番組を廢し。五番組へ合す）。五番組（九組）く

セウハ

やまけふこえしゑ。六番組(六組)なむうゐのお。七番組(なむう。後六番組へ合す)。八番組(四組)ほわかた。九番組(四組)れそつね。十番組(六組)とちりぬるを。

外に本所。深川は十六組と定め。一の組二の組と立て。南北に別つ。

今其組合內に於ける人員組織の順序を云はんに。下人足より總頭取に至るまで。都合六階級あり。人足とは未だ火消の數に加はるとを得ざる者にて土手組と稱し。其上に平人あり。是れ純然たる火消にて。所謂鳶口を持つ者なり。其上に梯子持あり。此社會にては單に梯子と呼ぶ。梯子持の上に纒持あり。是亦單に纒と云。其上に頭あり。是れ組頭也。又其上に頭取あり。即ち總取締の事なりとす。而して頭は町抱なれば定員あり。故に頭に登るべき資格を備へて。尙町內に空役なき時は。世話番(上にては世話役と云)となる。世話番は頭と同格にて敢て甲乙なし。頭取は世襲にて代々勤る組もあり。又一代立身にて勤むる組もありて一定せず。頭取には一老。二老。お職の別あり。お職は威望高く其名江戸中に響くものなれば顔役と云。去れど彼の俠客博徒の親分とは異なり。役場(火事場を稱して役場と云)を持つが故に。身分も亦同日の論にあらず。往年「よ組」平永町の八五郎。「つ組」の丑五郎。二本榎の傳兵衛等は。八十歳の高齡に達する迄お職を勤め。上下に對して一諾千金の價ありしとぞ。尤も町火消頭取は。一番組「い組」の伊兵衛を第一の顔役とす。頭取世話番の役場服は。晝は皮羽織(組合の印あり)陣笠。夜は印挑灯也。町火消は最初武家方の屋上へ纒を揚ぐるとを禁ぜられしが。其後程なく武家火消と打交りて。何れの場所と雖も消防するととなりぬ。出火場所に非ざる組合は。名主。町役人附添ひて現場へ駈付。人數を立て上役人の指揮を待つを以法とせし也。故に一番組は五組揃ひ。二番揃は七組揃ひて進退す。火に向ふ前。着用の袢纒頭巾を水に浸して屋上へ上る。初め諸組の町內を出る時は。小立とて東西南北便利の場所にて人數を寄せつゝ繰出すを例とす。」明和元年十二月町火消の內。御曲輪近邊十三組へ龍吐水を渡さる。是れ消防に【龍吐水】を用ゆるの始め也(龍吐水の發明は寶曆三四年比か。同五年龍吐水賣弘の願を町奉行所へ差出せしものあり。又買求の有無をも伺ひ出しとあり)。【差股】は寛政の比町奉行所より千組へ渡されし事あり。是れ差股を消防に用ゆるの始なりとす。」又町奉行坂部能登守の時鐵釣瓶。鐵腹卷。宮釣瓶。水籠。大鋸を渡されしが。是は一時にて後には止みぬ。」纒を改め。銀箔押を止めて白塗りとなせしは。寛政三年八月にして。又纒の大さ二尺に詰り。小纒を止めしは天保水野侯執政の時なり(以來毎組に纒一本を備ふ。因にいふ纒職は神田竪大工町纒屋治郎右衛門とて。江戸中に只一軒あり。四十八組皆此處にて造る也)。從前は町毎に小纒(同し形ち)ありて。大纒は日々町々の順番持とし。大纒番の町內を當番といふ。夫より纒を當番と云習ひて。遂に纒持の事を當番と稱へ。梯子持の事を道具持と呼ぶに至れり。纒は一組に一本と定まりしも。代纒とて一組に必ず二三本宛の豫備ありて。火中纒を燒盡す時は。忽ち取代て之を火中に押立たり。慶應の比。淺草雷門の燒けし時に。各組何れも纒と云纒を殘りなく燒盡して。今は纒の形だになくなりし折柄。雷門內兩側の手遊店に。小兒遊纒の猥藉たるを見て取り。頓智の江戸ッ兒。直に其手遊纒を棒に結付け。數組の纒は立處に出來たれば。各組之を振立てゝ消防に盡力しけるが。遂に夜の明る比に至て全く消止たりとなり。」町火消人足の內へ。始めて二百七十四人の【頭取】を置れしは。南は坂部能登守。北は村上大學が町奉行たりし時にして。何れも革羽織着用を許されたり。實に寛政九年十月二十日の事なりとす。鳶方の懸くる普請場の足代は。必ず神田の長門屋。松本の二家に往きて傳習する也。此二家は德川幕府足代方の御用を勤る者にて。他に同業なかりしとぞ。又【木遣歌】は神田に藥屋幸次あり。麴町に權右衛門あり。この兩家此歌曲の名人なり。幸次の弟子に盲目鐵と云者あり。中古以來の名人にて。名の如き癈人にもかゝはらず。御本丸城御普請地固めには足代を攀ぢて音頭を謠ひし譽あり。盲目鐵の高弟に日本橋區檜物町「ろ組」(元二番組)の新太郎近世上手の名を殘せり(キヤリ參看)。鳶の者平生の業は地固家の建方足代なり。足代の如きは釘壹本を用ひずして自在に組立。大厦高樓人間の及ばざる處へ足代を渡すこと。唯工夫のみにあるものなれば。仕事師と呼ぶなるべし。【名主の事】名主は市中町人の取締を司どる者にて。勤方の作法頗多なり。町內萬端の事皆此役に係らざるはなし。故に支配地より出火支配外の消防等の驅引あり。此役二十一番迄組を立て番外二組あり。組毎に多きは二十人以下。少なきは三人以上を有す。平生羽織袴小刀一本を帶す。町內は先つ名主。町役人(家主。家守。地守。大家等の名目あり)。名主代。町代(町內の書記)。番太郎(町內の小使)。抱鳶人足(消防夫也。頭取。頭。纒。梯子。平人等の別あり)は一町毎に二三人以上七八人宛あり。此等に要する費用は皆地主の負擔とす。名主の火事場に臨む時は。晝は目印笠。鉦付。夜は挑灯目印とす。」大纒小纒のある比は名主大纒へ付く。大纒番の名主は他出を禁じ。他出は代人を出す。名主代の必要是が爲也。【髮結職出火の際の職務】江戸府髮結職には。兩町奉行所(南北)牢屋敷近火

セウハ

の際。御用書類持出の役あり。番組を立つ。其番組は名主の番組に據り。其支配下の職人之が親方分なり。

南番所(數寄屋橋門内)

四番組 八人　五番組 八人　六番組 八人
七番組 十一人　八番組 十四人　九番組 十三人
十番組 十一人　十七番組十三人　十九番組三 人
番外(品川なり)二人

北番所(呉服橋門内)

一番組 十四人　二番組 十一人　十一番組十[illegible]人
十二番組七 人　十四番組二十人　十五番組二十人
二十番組十二人

牢屋敷(小傳馬町)

三番組 十九人　十三番組十五人　十六番組七 人
十八番組五 人　廿一番組四 人　吉原組 四 人

【町火消の纒】は。享保四年大岡越前守町奉行の時代に制定し(當時の圖江戸の花に見ゆ)。降つて享保五年八月七日改正あり(圖は江戸の花にあり)。

【消防に關する幕府禁令】享保三戌年十二月書付。町々出火之節之儀付。此度組分け相極候。右は絵圖朱引之通に候。火元へ者御定之如く。風上二町。風脇左右二町つゝ先達而相觸候通。早速欠付消留可申候。右御定。六町ゟ欠集り候人數之儀は。壹町ゟ三拾人は不減。三拾人ゟ多く出候分は可爲勝手次第候。其外より出候人數之儀は。三拾人ゟ多くは出し申間敷候。人數出し候跡にて出火之爲にも候得は。右之通可相心得候。風下組合之外之町よりは。火元へ人數不出。其組合之町切にて。風筋惡敷所へ集り防可申候。組合の外より火元へ欠集り候儀。堅無用可仕候事。跡火消人足之儀は。唯今迄之通可相心得候。但是も火元へ不欠集。火事場より二三町手前に道之妨に不罷成候樣に集罷在。役人差圖請可申候。右絵圖を以引合。委細申聞。急度相守候樣に可申觸候以上。十二月(禁令考)。享保五庚子年七月二十六日。火事場出役の定。出火之節。火事場へ罷越候御目附。御使番。兩方合九人極可申候。火口。御目附兩人。御使番三人。防場。御目附兩人。御使番兩人。都合九人。一火消役火口之者も。防場へ罷越。一手に成候節は火口殘り。防場。御目附壹人。御使番兩人。火口。御目附三人。御使番三人。都合九人。」享保七寅年四月十一日達書。火事有之時は。身上相應に下人に申付。屋敷々々爲防可申儀勿論之事に候。風脇よりは下人少々成共差出。相互に爲防候樣。向寄々々兼て可申合置候。自今以後。若火事之節は。風下屋に見廻候役人被仰付候間。身上相應に人數を出し。能防候はゝ。其品見屆言上仕筈に候。尤手配之儀も。見廻之面々指圖可有之候間。其旨可被心得事。小身之輩は妻子等に人を附退候はゝ。別而人數不足たるへく候得共。未屋敷燒失無之内。下人一人も差置不申退候樣には仕間敷事に候間。其段兼而急度可被申付置候事(憲法部類)。」享保七寅年十一月廿一日御觸。出火有之節。惣而町屋二丁内外之武士屋敷へ。向後町人足欠付消防候筈に罷成候間。打込消防可申候。此段町中へ被仰渡候間。町屋二丁内外程之武士屋敷へ相達置候樣。石川近江守殿被仰聞候間。御組支配之面々町屋二丁内外に有之屋敷へ。御觸可被置候。以上(憲法部類)。」享保十五戌年。町火消組合相極候儀に付町觸。「覺」。町中出火有之節。風上風脇左右六町ゟ馳寄消留候儀。彌只今迄之通急度可相心得候。右之外。唯今迄は江戸町中四拾七組に相分り。一組宛之人數馳集他組ゟは不罷越候定に候得共。一組之内にても。風下之町々よりは人足出兼候に付。今度四拾七組を拾組に割。此拾組之内。元文三午年伺之上。四番組七番組名目相止。五番組六番組へ割込に相成候事。」其組合之内にて風下風脇之町々より馳集。火消候樣に可致候。其組合之内風下之町々は。飛火無之樣に。自分々々町内を相防可申候事。右之通申付上候者。唯今迄の人足高向後半減に差出。火防可申候事。此人足之儀。享保三戌年三拾人に極候處。書面之通半減。拾五人に相改り候事。火事有之鄰町之他組は。境目へ馳集り。組合之内風筋惡敷方火之粉防き可申候。尤月行事壹人。火事場へ出候兩奉行之内へ。何程之人數境目へ相詰候之段可申屆候。右之通。自今急度可相守候。正月。」口達之覺。一出火之砌自分共罷出。鎭火後跡調等之節支度之儀。爾來者調所え罷越候上。何人と申儀申付候間。其外猥に餘分之手當等致間敷候。但湯漬之儀に付。一菜に而不苦候間。成丈手輕に可致事。」一鎭火後最寄名主一同調所へ罷越候はゞ。自分共より何人相殘候樣申達候間。左候はゞ其餘者直に引取可申。尤月行事共も成丈人數少く相殘候樣致。出火に寄增減も可有之候間差圖を受引取可申候。」一調所之儀者兼而申渡置候通り。名主共宅限り可申候。尤無餘儀差支之筋者。其段自分共へ申聞候上に而取計可申候。」一調所より自分とも引取候節。晴雨不拘草鞋相用候。但雨天之節者。傘之儀者。町内に有合可差出。無印の傘決而差出申間敷。尤今般申達置候通。新規に町内にて補理候に者不及候間。何程見苦敷候ても不苦候間。有合にて合可申候。」一自分共供共の調所に於て。支度料等差出候儀

者有之間敷事に候得共。彌以右體之儀無之候樣。相心得可申候。」右の趣名主限。心得。能々相達候事。亥正月二十四日。南北人足(鎌倉横町南側代地諸用留)。一當番詰番にて御城へ被罷出候内。居宅氣遣數火事には。同役之內被罷出代候而。當番詰番は歸り候樣被致候。夫に付何方筋の火事は。同役の內誰々之宅。如何に候間。其面々の內御番之內は罷出代り候との儀。相極。兼々申合可被置事。」一寄場へ出候程之火事の節は。寄場より直に被罷出。御番之面々代り候積被致置可然事(憲法部類)。」享保十三申年二月二十日。於山吹之間。頭取之面々へ。水野壹岐守殿御渡被成候御觸書。覺。火之元等之爲候間。風烈の節許。組合家來二三人宛一組中屋敷の外。晝夜に不限。四月中迄相廻り候樣可被致候。夜中は別而繁々可被相廻候。尤怪敷者見出候はゝ捕之。屆に不及町奉行へ可被相渡候。勿論捕違は不苦候以上。右之趣。番町。小川町。駿河臺に有之候頭取の面々へ申渡候間。此外の所々へも右に准し。家來相廻候樣可被致候。此段向々へ可被相觸候(憲法部類)。」【火事之節驅付人足】延享元子年七月十五日本多伊豫守殿御渡被成候御書付。駒井靱負被相觸候。火事の節屋敷近所驅付人數差出候事。御堀外は不差出筈に候。御堀外の屋敷よりも程近候共。御堀內へ人數差出不申。手前人數揃置。御目附御使番差圖の時。早速可差出事。右の通相觸候。畢竟驅付人數は御曲輪切相用候事と可被心得候。尤定火消竝附方大名火消可相集候間。御堀外の驅付人數猥に呼入申間敷候。萬一御堀外屋敷より人數呼入可然節は。向寄近き屋敷へ御使番參。人數召連可相越候(憲法部類)。」寶暦四戌年十二月廿三日御觸書。火事の節近頃場所は勿論。於途中もがさつ成者有之樣相聞候。向後末々に至迄がさつ無之。途中にても相互に除候て。往來の障に不罷成樣可申付候。」於場所打込致消防候筈に候處。がさつに有之候ては消防の障に相成事に候。自今がさつに無之。消防の儀を第一に心得候樣。是又可申付候。」天保十四卯年御觸書。火事之節無用之者火事場へ集り申間敷旨。前々相觸候處。近來猥に成。見物の者大勢驅集り。火消方竝往來之障に相成。不屆之至に候。近親類等へ見舞に罷越候ものは。其者宅內へ罷越。諸道具被片付候儀は。勝手次第に候得共。往來一と通りものは。脇道を通り火口へ罷越候儀は勿論。往還等へ無故立廻申間敷候。若相背見物體之者罷越候はゝ。火事場役人召捕。及異議候はゝ切捨可申候。」右之趣町役人共より。壹町限り。裏店之もの其外當座雇之もの に至迄。不洩樣壹人別に急度可申聞置候。萬一違犯之もの有之においては。家主五人組其所之名主迄も。嚴重に咎可申付候。右之通。町中不洩樣可觸知もの也。二月。右之通從町御奉行所被仰渡候間。町中不洩樣入念。早々可相觸候。二月六日。町年寄役所。(鎌倉横町南側貸代諸用留)。」

【消防夫の服制其他徽章】消防隊設置の時。大纒小纒を下付し。家主には羽織及提灯を付與す(消防隊の項に記したり)。又寛政十午年定。一此度飛頭長兵衞相願候に付左之通」。一四百文。欠付定式。一百五拾文。出火之節欠付。但し火懸り候節は百文增」。一法皮。壹つ。代金壹分也。但年々相渡し。古き分は引上け候上。代り可相渡候。一股引。壹足。代金壹分也。但三ヶ年目に可相渡候。尤古き分は引上候上。代り可相渡候。一革頭巾之儀者。古く相成候はゝ。修覆致可遣候。若修覆不相成候はゝ。古き分者引上け。代り可相渡候。」右之通相願候に付。地主へ申通置申候間。古き分引上候上に而。代り御渡し可被成候以上。行事」。文政二年【火事場挑灯】の儀達。近來出火之節町人共。葵御紋附挑灯持歩行候もの有之。火事場之差障に相成候樣。相聞候。御用達町人共へ相渡置候挑灯。非常之節は御道具類持退候ためにて。平日迚も。御用之外。相用申間敷處。私に相用ひ候儀。不埒に候。以來右樣之もの有之においては押捕糺之上。急度可申付候。右之趣。御紋附挑灯相渡置候者共へ急度可申渡旨。支配々々へ可被相達候(文政二卯年六月)。

天保十三年消防方の儀達に就。請書。寅年四月中水野越前守殿御差圖壹番組より貳拾壹番組迄世話掛名主共。番外新吉原品川拾八ヶ寺門前名主共。

右者是迄兩御番役所。竝牢屋敷近邊に出火之節。御用書物爲致持退候。髮結人足駈付候處。都而株立候儀。御差止め相成候に付。駈付差免候間。以來出火之節は。此もの共平日病氣又は差支之砌。御用取扱候代之者へ。駈付申付候間。兩御役所竝牢屋敷欠付候樣可致。尤人數等之儀は。兼而定置候通差支無之樣申合。威權箇間敷儀無之樣可致。右之通り被仰渡。組合不洩樣早々可申通旨被仰渡。奉畏候。爲後日仍如件。天保十三寅年四月二十八日。壹番組より貳拾壹番組迄組々世話掛り壹人宛連印。番外新吉原町品川拾八ヶ寺門前連印。

右之通被仰渡候に付。駈付人數割合左之通り〇南御番所。南方四番組。五番組。六番組。七番組。八番組。九番組。十番組。十七番組。十九番組。品川〇北御番所。北方一番組。二番組。十一番組。十二番組。十四番組。十五番組。貳拾番組〇牢屋敷。三番組。十三番組。十六番組。十八番組。貳拾壹番組。吉原。

右之通。名主代之者壹人宛の當りに而。右御場所最寄は勿論。風筋次第早速駈付可申。尤組々に而申合。新たに對し候衣服等爲着候而は決而不宜。代之者。有合之火事羽織股引着用。わらんじにて。夜分は雛形之何番組印之挑灯等持罷出候積。笠又は

木綿頭巾は有合之品用ひ候而。何れも質素可致旨申合候間。兼而代之者へ被申含。勿論出先に而權威ヶ間敷儀無之樣相心得。御番所牢御屋敷に而働方之儀は。御役人方御差圖受。御書物持退第一之御川に付。出精相働可申。近火に而混雜致候に付。御役人方へ失禮無之樣可致旨。厚御銘々より御申付可然候。但驅付候節御書物所へ御屆。致猶引取候節御差圖受候而引取可申候。寅四月二十八日組々世話掛（町名主書留）。」天保十三寅年九月中。同斷達書。町火消纏之儀。町々にて新規并修覆之節。是迄何町は誰限り定式申來候由之處。右にては內實無益之雜費。多分相懸り候趣。相聞候に付。以來聊にても直安之方へ申付候樣可取計事〇町火消人足共之內にて。出火無之共道具持と唱。纏并梯子其外龍吐水持等。兼て申付置。多分之賃錢差遣し。自然町入用相嵩候由に付。向後前々仕來之外。餘分之賃錢懸候儀は相止可申。尤人足之給分。近來相增候分も有之候間。先年之通。相改可申事〇出火之節。燒留之町內より消口札組々へ差戻候節。酒代等相添。消防致候組合人足共方へ遣候由に付。以來は右消口札其外燒場所組合世話番町へ取集め。右町月行事より火消組合月行事方へ差向戾し。酒代等決て遣し申間敷候事〇町々に寄火事場行事と唱。町入用を以て手當并半天挑灯等渡し置候場所も有之趣。相聞候處。以來定行事は相止。町々家主共之內。火之番行事之もの出火場へ罷出候樣可致事〇平鳶人足共へ半天并股引等隔年分渡遣候仕來之由。然處近來相弛み。鳶人足ども給分前借等申出。又は半天股引等。每年渡遣候町內も有之哉に相聞候間。以來區々不相成樣。隔年渡遣候樣取計可申事〇町々自身番屋之儀。近來丈尺相崩し。手廣相成候向も有之哉に付。以來は可成丈尺狹。用辨相達候迄に致。疊は琉球表無緣に致し。造作等之儀も都て手輕に致。家主ども夜番之節。爐相用候とも。炭遣方其外蠟燭水油茶迄も申合心付。町入用相減候樣可致事。但小町にて自身番屋と摸合に致候儀は。兼て被仰渡も有之間。可成丈省略致。以來自身番屋にて爐相止め。火鉢相用候は勝手次第可致事。右者此度町入用減法被仰出之上は。別て町々にても省畧之儀心掛候儀は勿論に候得共。年來之仕癖に泥み。且急速相改め候はゝ鳶人足ども氣受如何有之抔。談判而已に打過罷在候町々も有之由。畢竟申合不行屆故。町入用相嵩候儀と相聞。殊に今般厚御趣意を以。諸事御世話も有之候折柄に付。以來前書之廉々其外にも入用可減候儀は。早々相改候樣。組々肝煎并世話懸名主より。組限り名主一同へ。相達候樣可申事。（同上）。其外尙あれど一々は省く。

【明治以後東京の消防】明治元年舊來の火消役を全廢し。而して町火消は之を存置し。南北市政裁判所即ち舊町奉行所に附屬し。八月更に之を東京府に轉屬す。當時別に兵部省中に火災防禦の隊伍あり。以て舊火消役の事を行へり。二年東京に於て始めて府兵を置き府下を鎭撫せしむ。其の規則（十二月所定）中に火災に關する條項あり。「一出火有レ之節は。第一盜賊體のものを能見糺し。燒家の荷運等障害に不ニ相成一樣路傍見物等の者追拂ひ。成丈け燒家消防の便利致し可レ申事。」是年兵部省中の消防隊を廢し。特に町火消をして東京一般の消防に任せしむ。」三年九月始て家稅の法を設け。普く之を賦課し。一ヶ年凡五萬圓を徵收して。之を消防費に充て。東京府に消防局を置て。其の事を處理せしめたり。」十月伊呂波組の中十二組を廢して。三十六組と爲す。本所。深川の十六組は故の如し。是に於て消防夫の人員四千二百八十四人を省畧し得たりといふ。」是年始て海外より【蒸氣喞筒】一臺。【馬挽腕力喞筒】四臺。【小喞筒】一臺を購求し。消防の用に供せり。然れとも蒸氣喞筒其の操縱に熟せざりしを以て。却て便ならずとして。一時其の使用を廢するに至れり。」四年八月消防事務を司法省警保寮に屬し。六大區取締をして之を執行せしむ。」十月二十三日。府下提警の爲め邏卒三千人を置けり。其の取締規則第十五則に云。「一出火の節は。第一盜賊を見糺し。荷運の障害を除き。消防の便利を助け。無用の見物人等は。決して火近の場所へ立寄らせ間敷事。但し頭役の指圖あらは。消防いたすへき事。」「一往來又は普請場等にて。斷なく火を焚き候はゝ制止すへし。斷出候共。道路の妨けを爲す歟。又は大風の節なとには差止むへき事。」是年家稅法を廢す。」五年二月。町會所積立金を以て。消防費に充て。小間數に因り均一に徵收し。消防積金と改稱す。」四月伊呂波組及ひ本所。深川の十六組の稱を廢し。更に其の人員を以て消防組三十九組を編成し。之を六大區に配置す。其の番組は一區每に一番より起算す。即ち左の如し。

第一大區　一番組（舊よ組）　二番組（舊い組）　三番組（舊ろ組）　四番組（舊せ組）　五番組（舊も組）　六番組（舊す組）　七番組（舊に組）　八番組（舊は組）　九番組（舊百組）　十番組（舊千組）

第二大區　一番組（舊め組）　二番組（舊み組）　三番組（舊け組）　四番組（舊さ組）　五番組（舊き組）　六番組（舊え組。舊あ組）

第三大區　一番組（舊や組）　二番組（舊萬組）　三番組（舊ま組）　四番組（舊く組）　五番組（舊ゐ組）　六番組（舊お組）

第四大區　一番組（舊た組）　二番組（舊な組。ろ組）　三番組（舊れ。そ。つ。ね

セウハ

組）

四番組。五番組は共に他の組を割て之を設く

第五大區　一番組（舊は組）　二番組（舊か組）　三番組（舊と組）。（舊を組）

四番組（舊ち組。舊り組）　五番組（舊わ組）　六番組（舊ぬ組。る組）

第六大區　一番組（舊二。三組）　二番組（舊一。四。六組）　三番組（舊五。七。八組）　四番組（舊九。十。十五。十六組）　五番組（舊十一。十二組）　六番組（舊十三十四組）

總人員二千五百五十八人

十月一日。消防組を復た東京府に屬す。六年一月。更に番人を置き。司法省其の規則を定む。但番人は姑く第一大區に實施することゝし。巡査をして之を監助せしめ邏卒と混同して執務せしめたり。其の規則中。失火の節の心得あり。左の如し。

第四十二條。失火の節は。番人失火の合圖を爲し。一般に知らしむ。且燒失に罹る家は。其家人を助け消防の事を勤むへし。消防人既に聚るに至れは。務めて亂雜及窃盜を防く事に注意すへし。

但し失火の合圖半鐘。板木等從前の通りたるへき事。

第四十三條。第一に其人を救ひ出し。次に書類金貨等を出すへし。又官廳は文書を第一に取出すへし。

第四十四條。失火の節は各々其區を嚴重に守り。火勢至るに非れは。隣區に出火すと雖も。其場を離るへからす。但し小頭の差圖あれは此限にあらす。

第四十五條。別に消防者を置かさる地方は。小頭及番人をして之を兼しめ。消防の爲め地方官にて使役することを得へし。

但し此場合に於ては。幾人は消防に掛り。幾人は警保のことを勤むと預め部分すへし。

十二月二十八日。消防事務を復司法省警保寮に移す。是年喞筒組五組を編成せり。七年一月九日。司法省警保寮を內務省に交割し。該寮をして消防事務を掌理せしむ。十五日警視廳を創設するに及ひ。消防の事務總て其管理に屬せり。乃ち安寧課をして之を掌らしめ。消防に關する指揮進退。賞罰黜陟。救助の規定を設けて。大に消防事務を擴張し。府下の消防は大警視之を總括し。各大區は警視。各出張所は少警視。夫々其區內の消防組を指揮し。警部は少警視の指揮に從ひ。其消防組に傳令す。又消防組一組毎に警部一名巡査六名を以て之を監督せしめ。當番の警部は警鐘を聞くと共に現場に驅附け。消防組集合の遲速を點檢することゝせり。二月布告第十五號を以て邏卒を巡査と改む。但巡査は五年十月二十日警保寮中に置く所なり。三月二十四日布達して出火に紛しき大火を焚くを戒む。當時消防組の總人員二千九百三十人にして。內普通消防三十九組の人員二千七百三十人。喞筒組五組人員二百人なり。其一組に對する役割は左の如し。

消防組		喞筒組	
鳶頭	一人	組頭	一人
同副	一人	同副	一人
小頭	一人	小頭	一人
纏持	三人	同副	一人
梯子持	六人	筒先	四人
水道具持	十三人	喞筒夫	三十二人
平人足	四十五人	計	四十人
計	七十人		

十二月八日始めて市內に消防分遣所二十五ヶ所を設け。冬期間消防夫を宿直せしむ。是を分遣所の創始とす。其經費は特に國庫より支辨せり。」八年英國製腕力喞筒九個を佛國より購入し。【喞筒組】九組（一組二十二人）を編成して。消防に從はしめしに其効著しかりしと云ふ。此喞筒は當時佛國巴里に於て消防隊の使用せしものと同品にして。故川路大警視は洋行の際之を實見し。其便益なるを認めて購入したるなり。」九年七月從來の消防一組の人員七十人を五十人に減じ。其剩員を以て別手組七組を編成し。出火の際專ら家屋の取崩を爲さしめ以て延燒を防きたり。別手組は組頭。小頭。副小頭各一名。刺又持九人。梯子持四人。平人足十四人。合計三十人を以て一組とす。」十一月四日。始て消防組竝ポンプ組の屯所を定め。消防組は。毎夜一組小頭副以上一人。纏持以下十九人。夜詰は甲乙兩組の內半ヶ月或は隔夜に交番し。ポンプ組夜詰は一組を以て一屯所を設け。大ポンプは小頭副以上一人。筒先以下十九人。新ポンプは小頭以上一人。筒先以下十人とせり。」十三年六月一日【消防本部】を創置し。警視廳第一課消防掛を廢す。其の制たる消防本部長。同副長。消防司令長。一等より三等に至る。司令は警視補以上を以て之に充て。四等及五等司令。傳令使は。警部試補以上を以て之に充つ。嚮導。伍長。消防卒各一等より三等に至る。次を消火卒見習と爲す。皆備員を以て之に充つ。是より先き。大警視川路利

頁。歐洲に赴きしとき。親しく彼國消防の制を視て感ずる所あり。歸朝後喞筒を購入し。大に其の改正を謀り。博く海外消防の制度を斟酌討議し。遂に消防組を廢し。消防隊を編成するの議起る。乃ち之を內務省に稟候し。聽許を得たり。是に至り此の發令あり。而して其の編成の方法は。小隊。中隊。大隊と爲し。其の小隊は。四等司令一人。五等司令一人。嚮導一人。伍長六人。消火卒三十四人。合計四十三人。以て喞筒二輛を運用す。其の中隊は。三小隊を合するものにして。二等司令一人。四等。五等各三人。嚮導三人。伍長十八人。消火卒百二人。合して百三十人。以て喞筒六輛を運用す。且豫備一小隊を附屬す。豫備隊は四等司令。五等司令各一人。嚮導二人。伍長四人。消火卒三十二人。合して四十人。以て家屋を毀ち。飛火を防ぎ。火勢を滅殺し。及び運水等に從事す。其の大隊は二中隊を合するものにして。一等司令一人。二等司令一人。三等司令二人。四等司令六人。五等司令六人。嚮導六人。伍長三十六人。消火卒二百四人。合計二百六十二人。以て喞筒十二輛を運用す。且つ豫備二小隊を附屬す。而して府下を區畫し。每區に中隊屯所を設け。消火卒を屯在せしめ。且つ要衝の地に分屯所を置き。消火卒を派出せしむ。」三日消防本部をして警視分署所轄消防組を處理せしむ。蓋し消防組は。七年一月以降大區警視出張所之を總理し。其の小區巡查屯所をして之か補助を爲さしむ。八年十二月二日警視分廳(警視出張所の改稱)を廢し。其の二十三日警視署(小區巡查屯所の改稱)に分屬す。是に至り本部の處理する所となれり。十一日消防本部職制竝に事務章程。消火卒規則。及び職務心得を定め。其の組織權限を申明せり。二十九日始て消防中隊部を設置す(中隊部は。神田區錦町一丁目一番地。及び淺草黑船町六番地正覺寺に置き。且つ分遣所を日本橋區坂本町四十番地に設け。共に消火卒を屯在せしめ。每夜五等司令以上交替宿直す)。十三年十二月二十日。喇叭を使用し。消防隊進退動止の號令と爲す。十四年一月二十九日。巡查職務心得を定む。其の第十九條に云。管內に出火あるときは。非番の者は直に出張し。部長の指揮を受へし。七月消防本部を消防本署と改稱し。更に司令長以下の掛員を設く。五月消防隊を廢す。七月消防分署を左の六所に設置す。日本橋坂本町。芝宮本町(後愛宕町三丁目に移す)。麴町富士見町(後麴町八丁目に移す)。本鄉森川町(後元富士町に移す)。淺草猿屋町。深川八名川町。」十一月消防分遣所四ヶ所を增加して。總て五十八ヶ所とす。蓋し七年に始て二十五ヶ所を置き。九年に五十四所とせしが。此に至りて益々擴張せり。」十五年三月二十二日。出火場心得を定め。市民をして之を知悉せしむ。十七年七月一日。從來の消防法に大改正を加へ。消防方法の擴張を計る。其大要左の如し。

一消防組一組を增して四十組とし。一組の人員を五十人とす。

一蒸氣喞筒及び駈付馬車一臺消防本署に備ふ。

一獨逸形腕力喞筒四十臺を新設し。龍吐水を廢す。

一消防本署及消防分署へ常備消防夫を置き。且つ冬期夜間は此常備及び分遣所當直員をして市內を巡邏せしむ。

一消防夫に刺子頭巾。同半纏。同手袋。同足袋。又非番の者に出火の際火掛手當の支給法を定む。

八月二十七日。消防官に短劍を佩用せしむ。是より先。消防官の佩劍は。警察官に同じかりしも。其專ら屋上に騰躍指揮するに便ならさるを以て之を改めたり。十八年十二月淺草橋際及び萬世橋際に消防派出所を置き。蒸氣喞筒各一臺を備ふ。是の後ち二十年八月芝區幸橋外に。同二十一年三月深川常磐町及麴町元園町に。二十二年四月日本橋區蠣殼町及淺草區松淸町に同派出所を置き。各蒸氣喞筒一臺を備へたり。二十年四月一日。喇叭を使用し。機關士附屬員火地進退の號と爲す。向に十三年消防隊を編成するや。其進退動作に喇叭を使用せり。十四年消防隊と共に此法を廢す。是年三月三十日機關士附屬中喇叭手八名を設く。是に至り機關士附屬員全く具るを以て。更に之を使用することゝせり。二十二年三月六日。警視廳官制中を改定し。消防官中に消防機關士を增設し。蒸氣喞筒の運用を掌らしむ。二十四年四月一日。消防本署を廢して消防署と改稱し。消防署長は消防司令長(奏任二等以下)を以て之に補し消防士以下を統督す。署僚は消防機關士を以て之に充つ。消防士は消防組を指揮し。消防機關士は蒸氣喞筒の運用を掌る。是際消防司令副長を廢せり。二十七年二月。勅令第十五號を以て消防規則を公布せり。【防火用水】明治十七年消防井を二百三十二ヶ所に設置せしが。水道布設の後は其消火栓を利用す。市中消火栓合計三千五百二十六箇とす。【出火の信號】出火の信號には。明治以前より半鐘を用ゐ來しが。七年三月各大區出張所にては。板木を用ゐしめしも。其の間僅かに四ヶ月にして。七月十七日又改めて半鐘とせり。蓋し烈風暴雨の際は聞え難きを以てなり。八年十二月信號半鐘の打方を定む。十年一月二十三日。朱引內外の自費建設の火の見梯子に於て。非常の際恣まゝに信號の打方を爲すを禁し。總て規定に據らしむ。爾後屢々改正する處ありしが。現今に於ける出火の際警鐘の打方は之を五種に區分し。方位の知らせ。總出。應援。近火。御近火等により。鐘數又は打方に。緩急の

セウハ

別あり。【火元の揭示】昔時は火見櫓等にて。其の方面を叫ぶに過ぎず。其の後半鐘打の梯子の上に在りて。「何町邊」と叫びしも。尙ほ推測たるを免れず。八年四月電信報知に隨ひ。其の火元を消防出張所門前に揭示することゝし。五月十七日又令達して。消防各分廳より警視本廳に電報する時は。速に日本橋際なる火元爲知場に揭示せしめたり。然るに二十一年に至り。始て東京市内に非常報知機を架設し。之を警視廳内。各警察署。巡査派出所竝に消防分署派出所に通せしめぬ。【非常報知機】は。去る二十一年中始めて東京市内に架設されたるものにして。現今は三百十三ヶ所。即ち警視廳内。各警察署。巡査派出所等竝に消防分署派出所に架設しあり。【皇居御近火の消防】明治元年戊辰十一月十八日。始めて皇居御近火の際は諸廷臣の參朝すべきことを定められたり。即ち外櫻田。日比谷。數寄屋橋。鍛冶橋。吳服橋。常磐橋。神田橋。一ッ橋。雉子橋。清水。田安。半藏の諸門内出火の節は。直ちに天機を伺奉るべきことゝし。廓外と雖も風筋に依りては參內すへきことゝせり。三年庚午正月二十四日。皇居近火の際は。時打櫓に於て太鼓。鐘を打交ることを布告し。其の六月十七日諸官省勅任官は天機伺として參朝し。奏任官以下は各其の官省に到るへきを布令し。二十二日下乘場以內供連の規則を定むる左の如し。

一親王（帶刀二人。小者二人）　一三職諸官省長官同上
一從四位相當以上（帶刀一人。小者一人）　一奏任官以下（帶刀。小者の内一人）

五年壬申三月九日。布告して近火の際は。大砲三發を以て合圖と定め。鐘鼓の打交を廢せり。四月二日。近火の境界を更定し。本丸大手。和田倉。馬場先。櫻田。半藏。田安。清水。竹橋。平河の九門內とす。七月二十日東京府に令して。豫め赤阪離宮近火の際に係る消防の事を定めしめぬ。七年十月假皇居竝青山御所の消防規則を制定せり。大砲合圖等の事は。今に至り變することなく。宮城御新築の後は。更に消防に意を用ゐられぬ。即ち十五年九月十二日。宮內省中に消防長。消防嚮導。消防伍長を置き。其の服制等を定め。十九年二月四日。宮內省官制を改正し。主殿寮中に消防監。消防監補（以上判任）。消防嚮導。消防手（以上等外）を置き。宮中防火の事を掌らしむることゝせり。（ヒノミ。クワサイ。ポンプ。ホケム參看）。

セガキ　施餓鬼は。天災。地變に遭ひ。爲めに非命の死を遂げたるもの。及其の他又無緣の幽魂を濟度し。之か冥福を資くといふにあり。從來寺院にては。每歲七月施餓鬼を執行するを慣例とせり。和訓栞云。せがき。施餓鬼と書けり。道士の祭によりて造れるものにて。梁武帝天監四年二月十五日。水陸大齋をなせしに事始る成へしといへり」とあり。歲時記栞草に。施餓鬼。紀事。七月朔日より十五日に至て。寺院の意に任せてこれを修す。その法。門前四隅に壇を構へ。これを須彌の四州に比す。寺僧その上に坐し。經を誦し。中央に種々の供物を備ふ。是は鬼子母神の子をとり食ふ故に。佛戒めて。今より汝か食は別に與へんと誓ひたまふ。この故に末世の佛弟子に勅して。每日淨飯七粒つゝを與へ。その飢渴をすくはしむと云。一說に。目連の母鬼獄の中に墮ちしによりて。この功德をまうけ。諸の餓鬼をして。食を得せしむといへり。施餓鬼通覽。廣大施餓鬼の法。淨き所を點定し。地を掃ひ。棚を作る。長さ三尺に過へからす。但桃樹柘榴の外。用ふるをなかれ。鬼神おそれて。これを食ふをえず。或は淨地の上。大石の上。或は泉池江海流水中（これ川施餓鬼なり）に用ふ。東に向うて施す。尤時を（戌時）定めて。これを行ふ。大幡二本に呪偈を書て云。唵嚩呢達唎呼吒娑婆訶。これ寶樓閣經の呪なり。又七如來の幡をあく。別に焦百鬼王を用ふるものは。施食のはしめ面前鬼に始る故なり。俱舍論頌。鬼は月を日とす。人間の一月を一日として。壽五百歲と云り。又武江年表に。天明八申歲十二月寺院に命し給ひ。淺間山燒。奧州飢饉疫癘。關東出水。京都大火。燒死溺死等。此禍に罹りしものゝ爲に施餓鬼を修せしめらる（江戶は本所回向院。小松川仲臺院なり。京都大火といふは。今年正月晦日。洛東團栗辻より出火して。洛中。洛外。大內迄御炎上あり。この大火の事を委曲に誌して。花紅葉都噺と題せる板本三卷あり。又た大典禪師平安鬱攸の記をあらはさる）」といへり。

セキ　關は。人を防き留るの義。關門なり。日本紀畧に。相坂剗と書せり。史記に。蜀剗道。正字通に。剗。俗作ㇾ棧といふ。是也。令義解に。關者檢判之處。剗者塹柵之處と見ゆ」と和訓栞にいへり。孝德天皇大化二年。改新の詔。其二曰。初修ニ京師一。置ニ畿內國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬一云々とある。關塞則ちセキ所なり。又同し詔に。凡諸國及關給ニ鈴契一。竝長官執。無次官執。此時置かれし關は。何地なるや詳ならす。天武天皇紀。八年十一月云々。是月初置ニ關於龍田山大江山一と見ゆ。集解云。大和志曰。平群郡關屋址。在ニ立野村西一。天武八年。始置ニ關于此一。天文八年。收ニ立野關錢一事。見ニ信貴山寺目錄一。大江。活板作ニ大坂一是也。大和國葛上郡大坂。【固關使】天皇踐祚又は即位の前日又は三日前に。固關使を三關に遣す。後世三國の國司をして之に當らしむる事あり。式了て便歸京す。蓋し皇位の繼承に付て不服なる者の不軌を謀る恐あるを以て。帝都に近き關を守らしめし古式の遺れるならん。按するに。寛永御記。明正帝禪位の條に。關契長三寸强。幅一寸四分。檜木を以て之

を造る。其表面に賜美濃國の四字を書す。伊勢。近江兩國に賜る書式亦之に准す。次て之を竪割し。再合して。之を大鷹檀紙に包裹し。上に表題を署す。傳符も亦檜木を以て之を造り。賜美濃國の字を書すること。關契に同し。而して其下の右側に。驛傳の字。左側に寛永二十年十月三日の八字を書す。其之を發するの式。內記先木契を造り。大臣題字を書し。內記之を剖割す。大臣再之を函に納め。內記に附す。內記之を領して庭上に立。叡覽畢るに及て。大臣五位三人を召て。關契及革囊を授け。且令して曰く。伊勢國に詣て。鈴鹿關を衞れと。其近江。美濃兩國に詣るものも。亦之に准す。遂に又傳符驛鈴を授く。其式古來異なる所なし云々。

【三關】皇都の要塞たる關三あり。軍防令に。三關者設二鼓吹軍器一。國司分當二守固一。義解云。謂伊勢鈴鹿。美濃不破。越前愛發等是也と。鈴鹿の關は。伊勢參宮名所圖會に云。拾芥抄云。逢坂。不破。鈴鹿は日本の三關也云々。續日本後紀曰。桓武天皇の時。始て建。後醍醐天皇の御宇に。關所停止。東海道へ鎭撫使等往通し給ふ事は。崇神帝の朝。崇峻帝。天武帝。聖武帝の朝にあれ共。皆伊賀路より。伊勢路へ移る事。國史に見えたり。近江より伊勢の鈴鹿へ通路せしは。光孝帝の仁和二年。新道を開かれし。是始なり。昔の鈴鹿の關は。上の方にありしにや。坂の下宿のはなれの川の南に。關趾臺と云る地名有。是後の關屋の跡といひ傳へり。又建仁二年。水無瀨殿の歌合。長明が記に書たるころは。鈴鹿の關は。今の關宿に有と見えたり。關宿の中町に。關屋野といふ地名あり。永祿十二年。織田殿(信長)伊勢國の關所を停止とは。關宿にある關所なり。凡鈴鹿の關を九度所をかへらるゝ故。九關の山號地藏堂にのこれり。當宿の新城。あるひは【新所】とよぶ事。悉領鈔附錄に。小松內府重盛公の十八世。龜山の城主。關安藝守盛信武勇すぐれたる故。瀧川左近一益と合戰の時。此地に新城を築き。防ぎ戰ふ。これは元龜四年の事なり。又勢陽府志には。天正十一年八月。木崎に新城を築くとあり。其事は同じうして。年月。地名は少したがへり。追て考ふべし。不破關は。兵要地誌。美濃國大垣の條。牧田川の下に。牧田川は云々。松尾村に至て。中山道を橫截す。橋あり藤川橋と云。木橋なり。其左岸に坂路あり。大木戸坂と字す。不破關の古蹟なり。天武天皇二年。創て此關を置く。蓋大友皇子の兵を拒くに備ふなり。古の所謂。三關の一にして。帝都に非常の事あれは必す之を警固せり云々」と見えたり。愛發は。乘燭譚に。越前荒乳山のをなり。古へ北國へ往くには。西江州より。北にとりて。荒乳山の方を通るゆゑ。此の處に關あり。今もその跡ありと云ふ。又本朝譯字の例を考ふるに。アとチとのひゞきをとりて。荒乳を。愛發と書るなるへし。日本紀畧に。延曆二十五年帝崩。遣レ使固二守伊勢。美濃。越前三國故關一とあり。そのかみ。これを故關と云とは。上世の事にて。延曆の時分には。すてに當時の緊要に非るやうにみゆ。〃禁抄の內にも。追討宣旨の下に。三關警固諸衞帶二弓箭一。追討使給二宣旨一云々」とあり。不破關は天武天皇始めて之を置く。また兵要地誌に。山中七里半越は。山中驛より海津に達す。敦賀より海津に至る。路程七里半あり。故に名つく。縣道なり。之を西近江路と云ふ。延元元年冬十月。新田義貞。皇太子。及尊良親王を奉し。兵七千を以て。海津に著き。本國に入らんとす。時に足利高經。大軍を以て此山道を塞く。義貞道を轉し。木芽峠を踰ゆと云。路傍に有乳(アラチ)山あり。山中驛の西に在り。愛發山。又荒血山と書す。上古關を置き。愛發關と名つく。三關の一なり」といへり

【刈萱關】筑前國御笠郡に遺趾あり。今唯有二松二株一。藻汐草「せばしともしのやの軒に宿からむ。夕立過る刈萱の關」(和漢三才圖會)。是齊明天皇の時。行宮(所謂木の丸殿)を朝倉の地に立たまふに依て置きし關なりと云。されと日本紀に此事なし。

【逢坂關】近江相坂也。近江國三關は逢坂。龍華。大石(在下田原與二田上一之間上)と文德實錄に見ゆ)。契沖の河社云。文德實錄云。天安元年夏。四月戊辰朔庚寅。始置二近江國相坂。大石。龍華等三處之關剗一。分二配國司傔兒等一鎭二守之一。唯相坂是古昔之舊關也。時屬二聖運一。不レ閉二門鍵一。出入無レ禁。年代久矣。而今國守正五位下紀朝臣今守上三請加二二處關一。而更始置レ之也。相坂の關を始ておかれたるは。桓武天皇。奈良より都をうつさせたまひて後のことにや。古昔の舊關といへる詞は。奈良京なりける時よりの事ときこゆ。」また伊勢參宮名所圖會に。逢坂關舊跡。日本紀畧云。延曆十三年(桓武天皇)廢二近江國相坂關剗一とは見えたれ共。其始て置く所未レ詳。日本紀孝德大化二年。關塞防人を置とあれば。若此時始めしにやと貝原氏も云り。拾芥抄に三關の名有。又都の四方に置し事も有。就中相坂は。東國。西國の行人征馬此を過ぎざるはなく。都近き所にして。往來も至て繁き咽喉の地なれば。人もよくしりて。古歌も多し。關屋の跡は。此山上に有しとも。又大津の市中に有しともいひて未詳。昔の關は。かならず國境に置て是を關戶關津といへり。古今「あふ坂の關しまさしき物ならば。あかずわかるゝ君をとゞめよ」。難波。よろつを(源氏關屋卷に。「關守のさもうらやましく。めさましかりしかな。」とありといふまでは。文の事にて。此關守といひしは。空蟬の夫。常陸介を。戀の關守にたとへて。いひたるなり。さればこの時も。關屋はなかりしなるべし。たゞ空蟬の常陸より歸るに。源氏石山詣のみちに

て。かならず行逢ふべき風情をかけり」」といへり。和訓栞に。諸國關多しといふとも。専ら關といふは。相坂を指といへり。關所は關寺のあたりといふ。關山も。關の小川も。此邊なり云々。關の清水は無名抄に。其ころ絶ぬるよし見ゆ」とあり。又兵要地誌云。逢坂越は。國道線の通ずる處にして。所謂西京道是なり。大津より京に至る。三里二十三丁。神功皇后攝政の初。武内宿禰。命を奉して。忍熊王を討つ。宿禰忍熊王を欺き。其軍稍退く。宿禰。乃精兵を出して之を追ひ。此坂に逢ふて破る。故に名つくと云ふ。今の道は。後世開鑿せし者にして。頗る平夷なり。元龜。天正の頃は。尙險にして關門あり。所謂逢坂關是なり。蓋此地東海。東山。北陸三道の要衝に當るを以て也。其關址は。今の道路の南なる山上にあり。相坂山。一に關山。又手向山と云ふ。其名史乘に著し」と云へり。

【安宅關】安宅の關は。犬うつ兒童も知れる。源義經が落のびたりし關門なり。南谿の東遊記云。そのかみ源九郎義經。兄賴朝の怒りに逢ひ。身の置所なきまゝ。古き親しみなれば。秀衡を賴んとて。忍ひて奥州に下り玉ふに。東海道は。途の守り嚴しければ。北國路を。十二人の作り山伏と成りて下り賜ふに。越前にて。平泉寺衆徒に圍れ。笛を吹てやう〳〵に其難をのがれ。安宅關にては。辨慶の精忠の爲に。富樫の左衛門が情を得て誠に安き心もなく。辛うして出羽の國三瀨(サンセ)といふ所まで落着玉ふ。此所は。奥州の領地にてもや有りけん。作り山伏の姿も。是迄なりとて。此所の氏神の社に詣で。恙なかりし歡を申して。各の笈共を社頭に殘し置て。去り玉ひぬとぞ。今に此三瀨の社に。義經主從の負ひし笈七つ殘れり。此社第一の寶物として秘藏す。此地は。格別の邊土なれば。説及ふ人もなく。平家物語。盛衰記等にもしるし洩せり。誠に。余も北國を經て。奥羽の二州に入りしに。所々國々に。昔の關の跡殘れり。其古跡は。誠に關所有べき地勢にて。今太平なればこそ。かく通行するも。妨なしと思はる。其の中にも。殊に天然の絶險にして。其國隔絶し。此道筋ならでは。通ふべき所もなく。扨亦此道といへども。一人是を守らば。萬夫も過る事あたはじと思はるゝ所は。越中。越後の堺也。俗に親知らず子しらずと名付る地也。此の所は。越中立山の麓の。海中へ流れ出たる所なれば。其險岨は云はでもしるべし。故に今も此所は御領地にて。【市振】といへる關をすゑられて。往來の人を正す事なり。同しく賀州よりも。東の限りなれば。堺の關といへる有りて。甚嚴しき事。世の人のしる所也。扨夫より東には。越後と出羽の國界に。【鼠が關】といへる有。是れは海邊なり。山より行には。葡萄峠と云ありて。此山中にも小き關數々あり。此羽越の界も。實に天險にして。前にしるす通り也。それより出羽の秋田領と。奥州津輕領の界に。矢立峠と云あり。此所にも兩所の關所有りて。出入甚嚴重也。先大抵北邊にては。此三ヶ所を。隔絶の天險といふべし云々。また兵要地誌云。安宅の名。史乘に著し。壽永二年。林光明。富樫家經。寨を此地に構へ。平軍の北伐を拒み破る。尋て平維盛。倶利伽羅に敗れ。此寨を保し。姑く拒戰すと雖も。遂に大に破れ。越前に走る。文治三年關門を置く。源義經。伴て此を過ぐ。曆應元年。大非田彈正少弼(越後官軍の將)等。兵に將として來り迫る。城主富樫家高退て那多城に保す。應安元年。新田義宗。義治等。潛行此關に抵る。弘治元年。山崎吉家此寨を攻む。永祿五年。朝倉景行此地に陣す。天正七年。柴田勝家此寨を燒夷す。

【なこその關】磐城國菊田郡の驛の西の方に遺蹟あり。常陸の國界なり。源義家が。「吹風をなこその關とおもへども。道もせにちる山さくらかな」とよめるは。世人の知る所なれど。今は廢路に屬せり。

【白川關】磐城國西白河郡旗宿村に遺跡あり。此村古は關村といひしとぞ。能因法師が。「都をば霞と共に出しかど。秋風ぞふく白かはの關」と詠しは此所なり。源賴朝文治五年に此關を越ゆとて奉幣せし時。景季が「秋風に草木の露を拂はせて。君がこゆれば關守もなし」と詠しもこゝなりといへり。慶長五年の役に。直江兼續この山險によりて。德川氏を要すといふも此所なり。關址は碑を立てこれを標せり。」右の如く古來所々に關を置しも多く廢絶せり。

【箱根關所】箱根驛の北端にあり。元明天皇の和銅七年始めて此の山道を開く。

【關所手形】昔過所又は過書と云ふ。關市令に云く。凡欲レ度レ關者。應下經二其本司本部一以請二之過所一。所在檢勘而後判給上。其欲レ還者連二來文一。(義解云。謂將二來時過所一。而請二還時過所一。因知未レ去之間仍得レ隨レ身)。而申牒勘給。若文外更有レ所レ附。則驗レ實聽レ之」。凡其給二過所一。日別總連爲二之案一。已得二過所一。而有レ故三旬不レ去。則將二舊過所一。申牒改給。(義解云。以二三十日一爲レ限。不レ滿レ限者。不レ可二改給一。其關司准二計行程一。不レ過二三十日一亦聽二過度一。)若在レ路有レ故(亦三十日不レ去者)。則申二其隨近國司一。具レ狀送二於關一。有二來文一。則雖レ非二所部一亦給二過所一。若船筏經レ關過者。(義解云。謂二長門及攝津一。其餘不レ請二過所一者。不レ在二此限一。)亦請二過所一也。」凡行人出二入關津一。必依二其過所所レ載關名一。勘二過之一。若向二他關一者。關司不三隨レ便聽二其出入一。出二入關津一者。皆以二入到一爲二先後一。不レ得二停擁一焉。凡其齎二過所一。及乘二驛傳馬一出入焉。則關司輙勘而後錄白案記。(義解云。寫二過所及官符一。以立二案記一。直錄二白紙一。不

レ點二朱印一。故日二錄白一。）其正過所及驛鈴傳符。竝付二行人一自隨。而鈴符毎二歲終一錄レ目附二之朝集使一。以告二於官一。（附二於朝集使一。依二義解一添レ之）。」過書とは通り手形の意なり。王朝の頃の過書の書式は。大寶の公式令に見えたり。貞丈雜記に云く。武雜書札篇に云。過書認樣の事。從二大阪一至二江州一被二相越一人數百人馬荷物等有之上下共以無二其煩一可レ有下勘過上由候也仍如レ件。永正十六五月六日。貞船（細川殿奉行）。城州。攝州。河州諸役所中。」伊勢國下向三十人。荷物有之。輿壹丁。馬弐疋。諸關渡。上下無二其煩一可下勘過上之由所レ被二仰下一也。仍下知如件。明應三年五月八日。」また青標紙に云く。【御關所手形】縱令は女上下何人之內。一乘物何挺。一禪尼（是は能人之後家又は姉妹なとの髮剃たるを云）。一尼（是は普通之女髮剃たるを云）。一比丘尼（是は伊勢上人善光寺抔之弟子又は能人之召仕に有。其外高野比丘尼也）。一髮切（是は髮之長短に不寄少切候共。又は中挾み。出來物之上抔挾み候共何も髮切也。頰髮拔髮はへそろはさるは髮切にて無之。但是も髮切と相見え候は髮切也）。一小女（是當年より振袖之內は小女たるへし。かれ附小女有。併振袖之體不審有は改へし。但小女之內尼かふろ髮切抔は不改之）。一亂心。男女共。一手負。男女共。一首。男女共。一死骸。男女共。右之通手形に可書載之。若不審之體於有之は。可改。此外は不及改。但欠落等之者有之候節は。自此方書付可遣之候間。其趣に隨可改之。次に當月之月附にて。來月晦日迄は可通之。其日限より及延引は不可通。女路次にて煩。又は相果。手形より數不足之分は。其斷聞屆可有之候。勿論多は不可通之者也。右貞享三寅年七月相極之」とあり。また【御關所女手形之事】安永五年の定に。一。諸國關所女手形之儀。貴賤之無差別。其女之身分引請候者。竝其筋の主人改頭支配より。證文差出。御留守居之手判可申請儀に候處。近來は其女之身分に不拘。他の者より自分の親類緣者又は妻或は召仕之親類と相認。其女之身分引請候者よりは。證文不差出類も有之趣に相聞候。左候得は。其女實之身分不相分候間。何にも其女之身分引請候者。竝其主人頭支配より證文可差出候。但他國之女江戶表奉公等に出居。身分引請候者。其頭支配は彼地に罷在候類は。江戶身寄之もの或は住居の者。又は旅宿の者より證文可差出候。若難相分儀は。其時の御留守居え可承合候。右之趣。心得違無之樣可相心得候。右之通可被相觸候。安永四年未五月」とあり。又文久三年三月町觸に。御關所に女手形之儀。御留守居衆。御手判可相願儀に候得とも。此節柄俄に發足等之者手數相掛候て者。自然不都合も可生候間。人數高名前相認め。町年寄え申出判鑑請取。右判鑑御關所え差出候通り可致。尤此度限りに候條。此旨可相心得候。

一中川御番所右同斷。但町年寄共え申出候願書。小女。髮切。尼。鐵醬附等之內譯不及。在方參り所何御關所判鑑相願候趣。人々竝名主兩印にて可申出候。右之通組々行屆候樣早々可觸候。亥三月（鎌倉横町南側代地御川留）とあり。

【關所の掟】德川氏の頃。關所には大概裏道ありて通行に差支へはせざりしかど。表向は形式的に嚴重に通行を禁ぜり。多く士人と女子の通行を取締るの目的なりければ。藝人などは藝を演じて見すれば。番人の見込にて通行を許せりと云ふ。德川幕府の成規を青標紙より抄出す。【諸國御關所通行之事】貞享三年四月御關所御條目。一此關所を通事。番所前にて笠頭巾をぬくへき事。一乘物にて通り候面々は。乘物は乘物之戶を開。但女乘物は番の翟差圖にて女見せ可通事。一公家門跡方。諸大名參向の節は。前廣より沙汰有之候間。不及改候。不審之儀あらは。可爲格別事。右此旨可相守者也。仍而執達如件。貞享三年四月。奉行。」一寬政四子年井伊兵部少輔殿被仰達候。一諸國御關所。御目見以下は通行之節致下乘罷通可申旨。但目見以上は。諸御關所駕籠に乘通り候事如先規可被相心得候事」とあり。是れ江戶に在る諸侯の妻女は。人質の爲に歸國を許さゞる者故。江戶に入るを許して。出るを咎めし也。延享四年の定に。【御關所に留番所鐵砲改方之事】一。玉目九匁迄。鐵砲九挺迄は。持主或は其家來斷證文可差出間相改可通事。一。拾挺より以上者。御老中御證文歟。御留守居衆斷書付無之候はゝ通間敷事。一。玉目拾匁より以上之鐵砲は。一挺にても。御老中御證文歟。御留守居衆御斷書付無之候はゝ通間敷候。右者此度御留守居衆え申達。酒井雅樂頭殿え伺之上。前書之通相極候間。向後間違無之樣可致事。延享四卯年五月。」又【諸關所番所通行の掟】諸所の關所番所にて。各〻掟の相違あり。箱根關所高札。關所を出入輩。笠。頭巾をとらせて可通事。」乘物にて出入輩。戶をひらかせて可通事。」關より外へ登る女は。倶に證文に引合可通事。」附乘物にて登る女は。番所の女を差出して可相改事。」手負死人。竝に不審成るもの。證文なくて不可通事。」堂上の人々。諸大名之往來。兼てよりその聞あるは沙汰不及。若不審のもあるに於ては。誰人によらず相改べき事。右の條々。嚴密可相守者也。仍執達如件。正德元年五月日。奉行。」〇根府川關所。文言右同斷。」箱根。根府川兩關所へ。留守居より條目の追加。關所女手形之內相改覺。髮切。是は髮。長短によらず。不殘揃切候者髮切也。頰拔髮はへ不揃。少し切候樣に相見え。又は中はさみ。出來ものゝ上などはさみ候もの。髮切にて無之。向後改不及。右之通。髮切の一ケ條。今度相改候條。來月朔日之日付手形より。此書面を用ひ可改之。其外可爲先規之趣候以上。元祿

十四巳十月二十二日。」〇舟渡定。臼井渡。廐橋。五料。一本木。葛和田。河俣。古川。房河渡。栗橋。瀬喜宿之内大舟渡場。七里ヶ渡。神崎。小見川。松戸。市川。相定舟場之外。脇にて猥に往還之者不可渡事。」女人。手負。其外不審なるものは。いづれの舟場にても留置。早々至江戸可申上之。但酒井備後守手形於有之者。無異議可通事。」酒井備後守手形雖有之。本舟渡の外は。女人。手負又は不審成ものは。一切不可通事。」惣別江戸へ相越者不可改事。右之條々於相背族。可處厳科者也。元和二辰八月日。」覺。手負。並女。其外不審成者。手形なくして。一切越へからす。若猥に相渡においては。假後日に聞へ候とも。船頭。船宿等事は。不及沙汰。其在所の者共迄。可爲曲事。欠落の者をとらへ差上候はゞ。其人により御褒美の高下有之て。急度可被下之。自然禮物を出し可渡と申族あらば。捕へ置可申候。金。銀。米。錢何にても其約束の一倍可被下者也。寛永八年未九月二十一日。右者。箱根川。箱根。關宿。もく橋。小佛。小岩。新口。六戸。此木。市川。川俣。碓氷。五料。金町。房川渡。杉戸。中川。」箱根。今切。氣賀。右の所々。上使。并繼飛脚の外は。夜通。一切通申間敷事。」桑名。熱田渡海。右は不限晝夜。往還の者不苦。但不審成者は。夜通りの渡海可相留事。慶安四年十二月二十日。」〇覺。京都。又は從江戸以人馬御朱印。兼相添罷は不及沙汰。大阪定番衆。兩町奉行證文。兼可相通仔細於截文言は。夜中可被通之。其外所々守護人。所之奉行人。慥成證文有之て。不寄夜中可通の注文の旨趣分明し。穿鑿之上可被通之。此外夜中一切不可通之者也。寛文二年三月十二日。」〇定。遠州今切關所。往還之輩。番所前にて。笠。頭巾を抜可通事。」乘物にて上下之人は。乘物之戸をひらくへし。女乘物は。番所の衆。女に見せて可相通。公家。門跡。諸大名往還之刻者。前廉より其沙汰有之候間。改不可及。但不審之儀有之候者可爲格別事。」鐵砲之儀。箱定證文可相通事。右可相守此趣者也。仍執達如件。寛文七年五月二十五日。奉行」右同時遠州新居關所御制札文言同前。今切御關所改次第。與力貳人。同心六人宛。五日代り務之。從先規勤來候奉行家來之者貳人。與力番所へ指加事。」女。並鐵砲を。第一改候間。欠落者等は。先規より構無之。但品により候事。」關東。西國渡海之舟。今切に掛り候分は可改事。」登下之者。脇々より舟之出入爲致間敷事。」渡海之儀。一日に水主頭壹人。同組四人。水主二十人宛。三番に相勤事。」夜中は一切不通之。但。御免之面々各別之事。」下りの鐵砲。惣て御老中御證文にて通申候。登りは構無之事。」長三尺以上の下り荷物計改之。長持類は登りをも改之事。」鐵砲置手形。並夜通り之事。兩鑑板之面々通り可改之事。」女上下共に改之。坊主。並前髪有之者は。比丘尼。小女に紛候故。見明に而改通事。」御番所長屋之内に。妻子有之もの兩人差置。乘物にて參候女なば。右之女房出し見せ改申候。町人の妻女等は。御番所前にて。乘物之戸開之。同心共改見候て可通事。」歴々の女中は。宿改と申候て。町屋にて改事。」登り。下りの女。新居。舞坂邊にて出産。依之證文にては。出産の女子載不申候共。右之産仕候宿請人等立候者。可相通之。但他所にて出産。證據等不分明に候はゞ。奉行中へ伺可申事。」登女手形帳に仕。二月八月御留守居衆へ可通候事以上。」〇福島御關所之事。一鐵砲數備は御老中御證文にて通候事。」一下り鐵砲。御老中御證文にて通候事。」一弓長柄等數多節は。其家之家老手形にて相通候事。」〇浦賀過船通用之覺。五拾目已下之鐵砲五十挺。登之節は。此員數迄は諸大名旗本江戸留守居證文相認。奉行所迄持參致候に付。奉行押切致。在役之與力に裏書致させ候。五十目已上之鐵砲は。壹挺にても御老中御證文にて通船いたし候。下り之節は。鐵砲大小に不限。壹挺にても御老中御證文にて致通船候。一弓。五十張(此員數迄は上下共江戸留守居證文にて致通行押切在役與力裏書爲致通船候)。一矢。千本(此矢數迄は右同斷)。一具足。五十領(此員數迄は右同斷)。一錫(上下ともに右同斷)。一鉛(右同斷)。一硫黃(右同斷)。一鹽硝(右同所)。一甲。五十(右同斷)。一着込。五十領(右同斷)。一長刀(右同斷)。一鎗之柄(右同斷)。一幕串(右同斷)。一鐵砲臺。金物(右同斷)。一玉藥(右同斷)。一矢之根(右同斷)。一鞍(右同斷)。一鐙(右同斷)。一米。大豆。五十俵餘。(此員數迄は登りの節右同斷。下りの節は無構)。一上乘(右同斷)。一傾船人(右同斷)。一増水主(右同斷)。一減水主(右同斷)。一新船(右同斷)。右之通に御座候以上。」〇條々。洪水之節。水之淺深に從ひ。其時々問屋方にて。川越錢を定。可通之。猥に申掛。おほく取べからざる事。」當町の外。他所より罷出る川越之者。問屋定置川越錢の外。不可取事。」川越之もの入時は。川端に番之者を附置。可相改事。右之條々於違背者。後日雖相聞。穿鑿之上可被處厳科者也。寛文七年四月二十二日。右は奥州海道鍋掛邊高札寫。」〇定。中川關所。江戸より出船。夜中には不可通之。入船は夜分たりといふ共可通事。」往來之輩。番所前にて。笠。頭巾をぬぐべし。乘物は。戸をひらき可相通事。」女上下共に。慥成證文有之といふとも。一切不可通事。」鐵砲二三挺迄は。相改可通之。夫より數多き時は。得差圖可通之。其外之武道具可爲同前事。人忍入べきほどのうつわものは。遂穿鑿。無異儀に於ては。可通之。夫れよりちいさき器もの。改に及べからず。萬一不審之仔細あらば。其船主留置。急度可申達事。附囚人。又は手負たるもの。死人等。慥成證文無之は不可通事。右可相守此旨

者也。仍執達如件。延寶四年六月」右中川番所は。寬文元年日記云。六月六日。只今迄有來深川口人改之御番所。今度本所新堀出來に付。中川口へ。御番所引移り候間。於彼所如最前御番可相勤之旨。先番之面々水野圖書。高木甚左衞門。山口勘兵衞へ被相傳之」とあれば。此時始めて。移し設けたるもの也。

【諸國關所】延享二年の調に。相州箱根。大久保出羽守」遠州新居。松平豐後守」遠州氣賀。近藤縫殿助」上州碓氷橫川。內藤山城守」總州關宿。久世隱岐守」上州實政五料大渡。酒井雅樂頭」上州杢之橋。松平右京太夫」信州勢田路。堀大和守」江州梁瀨。井伊掃部頭」信州木曾。千村平右衞門」江州山中。朽木監物」總州松戶栗橋。伊奈半左衞門」相州沛賀。青山齋宮」（是は御役職被仰付。御役替り候へば其人代る）。武州駒木野。上坂安左衞門」信州福島。山村甚兵衞」信州浪合。帶川。心川。小野川。知久監物」肥前長崎。松平筑前守。

さて關所通し方は。前條の通りなりしが。舊幕の末途。世上も騷がしく。非常の戒めをもせし故。關門通方も。臨機の處置なかる可らず。文久三年三月。兵器の運搬。陪臣の印紙を以て。通行せしむる旨を布告す。兼て相達し候通り。方今の形勢。萬一非常の儀も難計候に付。御警衞等被仰付候面々。其の外共。都て武器運送の節。關所通行の儀。是迄の振合にては。手數相掛り。自然不都合も可有之間。重立候家來の印紙へ。員數相認め。直に御關所へ被差出。通行可致候。尤も此度限りと。可被心得候事。右之通。萬石以上以下の面々へ。可被相達候事。」同十四日。諸關門。婦女通行手形。其主人の印紙を用ひしむる旨を達す。萬石以下の面々。追々土着にも可被仰付。就ては當節家族共。近國の知行所等へ。差遣し候儀御差許相成候。依ては關所通行方の儀。御留守居手形を以て。相通し候儀に候へ共。此節柄俄に發足等の節。手數も相懸り。自然不都合も可生候間。主人印紙へ。人數高相認め。小女。髮切。尼。鐵漿附等の無差別。自分斷りを以て通行候樣。可被致候。尤も此度限りの事に候條。可被得其意候。右之通。萬石以下の面々へ可被達候事。」同十八日。中川番所通船。並婦女手形。町年寄の印紙を用ひしむ。河內守殿渡。萬石以下の面々。今般國邑。並知行所等へ。家族。並家來。妻子等。差遣し候節。中川番所女通船の儀。人數書。印紙を以て通行の者より。直に番所へ差出。且又町人共の分は。兼て町年寄印鑑差出し置。右印鑑に引合せ。可被相通候。尤遠國御用。並在番等に罷越候ものは。同役。或は親類の印紙にて。人數書差出候筈に候條。得其意。此度限り通行候樣可被致候。但中川御番所は。達相濟候事。右之通萬石以下の面々へ可被達候事。」同年十二月五日新に關門を。江戶武家屋敷町。各所に設く。これは將軍上洛留守の警備の爲めなり。其時の達し書に。今度。御上洛。御留守中。武家屋敷。爲取締。所々關門新規御取建に付。番人は士分一人。足輕一人。中間一人。辻番組合より差出し。朝正六ッ時より開き。夜は五ッ時しめ切可申。御用筋。又は病人有之。醫師呼寄。或は用辨手間取。時刻後れ。無據子細有之分は。往先場所を尋ね。何時にても潛りより相通し可申候。但木戶門開閉の儀は。辻番所有之場所は。番人相心得可申。自然番所無之場所は。新規假番所取建可申事（嘉永明治錄）。」また慶應二年四月。兵器の通し方を左の通達す。周防守殿渡書付。諸家領分。其外へ鐵砲相廻し候節。關所通行方の儀。重立候家來の印紙へ。員數相認め。直に關所々々へ差出し。通行可致旨。先年相觸候處。向後は其筋より斷無之ては不相通筈に付。萬石以上以下とも。前以て砲數。玉目等取調べ。相屆候樣可被致候。且供連の內持せ候分。荷造りたるも。是迄の通り可被心得候。右之通萬石以上以下の面々へ可被達候事。」さて關門は。明治元年五月十七日に。諸道の關門を悉く廢され。諸藩の私に關門。邏所を置くを禁ずる旨を命ぜられ。これより行旅のもの便益を得ること少からず。

【關所破の刑】徳川氏の刑法に關所破の刑あり。關所難通類。山越等いたし候もの。於二其所一磔。但男に被誘引山越致し候女は奴。」同案內いたし候もの。於二其所一磔。」同女を連れ忍通候もの重き追放。但女は地頭へ渡す。

【關錢】關所を通行する者より錢を取るなり。和訓栞云。關錢の義。後醍醐天皇元弘の初ころ。大津。葛原兩關の外は。所々の新關を皆廢したまへとも。亂世に及び國の境に多く關所をたつ。白川は。奧州の大關なれは。往還の役錢を取て寺に納めける。これを關錢寺といふ。天正中秀吉公東征より私に立たる關役皆破れたりと。會津四家合考に見えたり。」應永二十六年九月十二日。鎌倉行旅の税を出さずして。鶴岡所管の彥名川の關を過るを禁する旨。鶴岡八幡の古文書にあり。また享德元年四月十一日。鎌倉にて。士庶人税錢を納れずして。小田原關を過るを禁せし事。新編相模國風土記稿に見えたり。」右以上は關を置かれしより沿革の大概を記するのみ。

セキイウ　石油。（セキユを見よ）

セキカムタウ　石敢當。桂林漫錄云。藤貞幹が好古小錄に云。肥後國（郡及邑の名を忘る）に立る所の石敢當。其字大さ尺餘。其の書奇古。打本希にあり。何れの人。何れの年に立しにやとのみ有て。碑面の字。幷に其說を記さず。近日其搨本を得。字を縮して左に見はす。石敢當の碑。薩州にては所々に在（多く死巷に立ると

なり)。木表に。墨にて書たるも有となり。土人其義を知者無し。按に。姓源珠璣曰。五代劉智遠爲二晉祖押衙一。潞王從珂反。愍帝出奔遇二于衛州一。智遠遣二力士石敢當一。袖二鐵鎚一待。晉祖與二愍帝一議レ事。智遠擁入。石敢當格鬪而死。智遠盡殺二帝左右一。因燒二傳國璽一。石敢當生平逢レ凶化レ吉。禦レ侮防レ危。後人故凡橋路衝要之處。必以レ石刻二其形一。書二其姓字一。以捍二民居一。或贈以レ詩。曰。甲冑當年一武臣。鎭二安天下一護二居民一。捍衝道路三叉口。埋沒泥塗百戰身。銅柱承陪間二紫塞一。玉關守禦老二紅塵一。英雄來往休二相問一。見盡英雄來往人。」此説にて明なり。褚稼軒が堅瓠集にも説有ご畧しぬ。」按るに。爰に好古小錄といへるは。好古日錄の誤なり。また西遊記に。薩州鹿兒島城下町々の行當り。或は辻衢なとには。必其高さ三四尺計なる石碑あり。石敢當といふ文字を彫付したり。いかなるゆゑぞと所の人に問ふに。昔より致し來れる事にて。いかなるゆゑといふ事をしらずといふ。後に輟耕錄を見しに此事出たり。其文曰。今人家正門適當二巷陌橋道之衝一。立二一小石將軍一。或植二一小石碑一。鐫二其上一曰二石敢當一云々。薩州は。日本の極西南に在りて。唐土に近く。むかしは船の往來も自由なりしかば。彼地にて。かやうの事と見及び來りて。此の地に作り置しにや。又田畠の中に。石にて衣冠の像を彫りて居へたり。田夫に問へば。田の神なりといふ。是も彼の輟耕錄に見えたる。石將軍の類にして。日本の衣冠の像に作りたるものにや。皆他國にては見ざる物なり。伊勢などには。石を將棊の駒の形に作りて。山神と彫付て村里の出口には。必あり。是も他國にはあまり多く見ざるものなり。石敢當は京高辻。天滿宮の社前に。昔はありしといひし人あり。今はなし。」按するに。石敢當は壯士の名より取れるなるべけれど。もと敢て我に當らんやといふ。孟子の語より出たるなるべし。石敢當の榻本は畧す。

セキガハラ ノ エキ　關ヶ原之役。日本歷史問答に云。秀吉の薨後。諸奉行相謀りて事をなさしが。德川家康威望漸く加はり。且形勝の地を占め。幕下の武臣等。亦た最も驍勇の聞。高かりければ。石田三成先つこれを除かんことを計れり。三成先つ上杉景勝と謀り。景勝をして歸りて會津に寄らしめ。家康東伐の虚に乘じて。毛利輝元等と共に。大阪城に入らんと欲す。乃ち秀賴の命を矯め。檄を四方に傳ふ。當時の諸侯は。概ね皆不逞の志を有し。時を得て。以て天下に號令せんと欲するものなり。三成の檄を得るや。毛利輝元まづ來り會し。宇喜多秀家。小早川秀秋。島津義弘。小西行長等關西の諸將。多く之に與みし。其兵十八萬と稱す。三成の奸佞は。人の知る所也。乃ち此擧の秀賴の旨に非ざるを察し。或は家康の容易に倒すべからざるを察し。力を家康に併するものを。淺野行長。黑田長政。池田輝政。福島正則。細川忠興。山内一豐。加藤清正。黑田孝高等となし。其勢凡そ八萬餘人と稱す。慶長五年九月十五日。東西の兩軍進みて關ヶ原に會するや。戰鬪最も激しく。煙塵天を蔽ひ。喊聲地に震ふ。偶〻秀秋東軍に應ず。本多忠勝。福島正則等。勢に乘じて奮戰す。西軍遂に大に破れ。輝元。義弘等皆其國に逃れ還り。三成。行長等皆捕へられて斬らる。此戰爭は實に家康の運命の決する所なりしが。家康機を見る敏捷。よく諸將の死命を制して。大勝を得ければ。威名層一層を加へ。豐臣氏の勢力日に縮小し。遂に德川氏の霸業を成就せしめたり。

セキキ　石器は。石製の器の義にして。廣く解する時は。何時の世。何者の手に成れりとも。苟くも石製の器なれば此中に籠むるを得べく。燒き物の種類にも又石器の稱あるものもあれど。通常此語は金屬の用を知らざる者の製造使用する石製の器を意味す。本邦諸地方に於て發見さるゝ石器の主なるものは左の如し。(石器時代の條參照)。【石鎗】(いしやり。せきさう。)長さ二三寸より五六寸に至り。扁平にして紡錐形或は菱形をなす。現存未開人中には。此の如き物に短き柄を添へて短刀の如くに用ゐ。或は長き柄を添へて鎗とする者有り。然れば形狀に由りて等しく石鎗と稱する物の中には。其用より云へば鎗も有るべく。短刀も有るべき也。【石鏃】(やのねいし。せきぞく。)通例長さ六七分。形狀一定せざれど。何れも一端鋭く尖り。左右常に均整なり。此種の石器夥多の中には石質美麗。製作緻密。實用に供するは惜しゝと思はるゝ物無きにあらず。小に過ぎて用を爲さゞる物有り。赤色の色料を塗りて明かに裝飾を加へし物有り。是等は玩弄品か裝飾品か。將た貨幣の如き用を爲せしものか。容易に考定する事能はずと雖も。石鏃本來の用及び主要の用は名稱の通り。矢の先に着けて目的物を傷くるにあるや必せり。古之を雷斧と稱せり。【石錐】(いしぎり。せきすい)石鏃の類品にして。全體棒の形を成せる物有り。又一方のみ棒の形を成し。一端は杓子の如くに膨らしたる物有り。是等は錐の用を爲せしものなるべし。柄の着け方は石鏃に箭を着くると異る所無からん。膨み有る物は殊に柄を固着するに適したり。【石匙】(いしさじ。めしがひ。てんぐのめしがひ。)石鏃石錐抔と製作を等うするものにして。其大さは是等の五倍或は十倍なる物有り。形狀は長方形。楕圓形。三角形等の不規則なるものにして。一部に必ず短き杷柄有り。此の如き石器を俗に天狗の飯匙と呼ぶ。近頃石匙の名行はるゝ樣に成りしが。是とても決して好き稱へには非ざるなり。現存の未開種族は此類の石器をば

石器ノ種類

鳥獸の皮を剝ぎ脂を除き去るに用う。【打製石斧】(だせいせきふ)。通例長さ三寸計り。形狀は長方形。楕圓形。分銅形等なり。刄は一端に在る事有り。兩端に在る事あり。或る物は手にて直に握りしなるべく。或る物には柄を括り付けしならん。使用の目的は樹木を叩き切り。木材を叩き割り。木質を削り取り。獸を斃し敵を傷くる等に在りしと思はる。大なる物の中には農具もありしならんか。【石庖丁】(いしばうちやう)。長さ三寸計り。薄き石片の一側の緣を磨ぎて刃となせるもの。紐通しの孔有り。其用は庖丁と同樣ならん。類例多からず。【環石】(くわんせき。じやのめせきふ)。全體蛇の目形にして周緣に刄あることは石斧に同じ。製作に打製磨製の別あり。中央の孔に棒を差し込み。之を柄として用ゐしならん。【磨製石斧】(ませいせきふ)。全體細長く其端を磨ぎて刄とせるもの。大小不定なれど。長さ五六寸を常とす。刄は殆ど皆一端のみにありと云つて可なり。用は食物を切り。木質を削り。人獸を傷くるにありしならん。極めて大なるもの及び極めて小なるものに至ては。實用有りしとは認められず。或は標章玩具の類なりしならんか。磨製石斧は手にて握られし事も有るべけれど。斧の如くに柄を添へて用ゐられし事も有りしと思はる。【獨鈷石】(どつこせき)。磨製石斧に似て兩端に刄あり。二ヶ所に鍔の如き突起有りて稍々獨鈷の形せり。故に此名あり。護身器として手に握られしならん。【錘石】(おもりいし)。自然の扁平石を採り。周緣相對する部に人爲の缺損を付けたるもの。紐に括り付けて何物かの重りとせしならん。【凹石】(くぼみいし)。火山石を人工にて楕圓體と爲したるものにして。上下兩面に人工にて穿ち凹めたる穴有り。用法未だ詳ならず。或は發火器の一部として用ゐられしものならんか。【石皿】(いしざら)。火山石を以て作りたる者にして。表面の一方には深き凹みを作り。一方には物を搔出すに都合好き構造あり。單に形狀より考ふるも。草木の實杯を粉にする器の如く思はるれど。未開人中には實に此目的を以て同樣の石器を用ゐ居れり。故に製粉器と見て誤なからん。【冠石】(かんむりいし)。形に由て此名あるのみ。其實は前記石皿に附屬すべきものにして草木の實を擦り潰す具ならん。【石劍】(せきけん)。短刀の如き形せる石器にして。一端は尖り一端は握り玉を以て終れり。刄部は鈍くして固より物を斷つ用をなさゞれど。一種の武器として用ゐられしならん。【石棒】(せきぼういし。ぼう)。長さ二三尺。精製粗製の別あり。精製は細く。粗製は太し。精製石棒は武器としても用ゐられしなるべく。標章としても用ゐられしならん。粗製石棒中には杵或は麵棒の如くに用ゐられしものもあるべく。宗教上の崇拜物として

敬はれしものもあるべしと考へらる。

セキキジダイ　石器時代は。石の時代と直譯すべき洋語の意譯にして石を以て利器原料の主要なるものとする時代を云ふ。野蠻未開の種族中には今尚ほ石器を製造使用するもゝあるが故に。石器時代即ち是れ太古とは言ひ難きも。開明人現住の地方に於て石器類を發見する時は。年代古きものと見て差支へ無し。ヨウロッパに在ては。鐵器使用前に青銅器使用の時期有り。之に先だちて石器時代有りし事明かなれど。人類は必しも此三階級を踏みて進むべき運命を有するにあらず。且つ人類は好く移住するものなるを以て。同一地方發見の物も同一人民の遺せるものとは斷じ難し。是等の事を意に留めて日本版圖内に存する遺物を見るに。北の方千島には彼地土人の祖先の手に成れりと思はるゝ石器時代遺物有り。南の方臺灣琉球にも。各特殊の石器時代遺物有り。兩端の間に横はれる大部分の地。即ち南千島。北海道本島。本州。四國。九州には各所を通じて同一部類に屬すべき石器時代遺物あるを認む。即日本の地に於ける石器時代跡は。少くとも四種に區別するを得べし。他の事は姑く措き。本州を中心として南北に擴れる主要なる石器時代人民は抑ゝ何者なるかと云ふに。彼等の物捨て塲たる貝塚。彼等の住居跡たる竪穴。其他遺物を包含せる地層。遺物の散在せる地に就て。石器並に同時代に屬する骨器。角器。牙器。土器。食餘の貝殼。鳥獸魚骨等を採集し。精細なる觀察を下し。綿密なる研究を遂げたる結果。是等を遺したる人民は日本種族の祖先にもあらず。アイヌの祖先にもあらず。全くの別種族にして。其隆盛なりし時代は今を距る凡そ三千年前位ならんとの事を知り得たり。但し此主要なる石器時代人民は南より北に移り行きし者にして。全然北海道の地を去りしは。恐らく數百年前ならん。アイヌは彼等を呼ぶに種々の名を以てせり。コロボックルと云ふも其一なり。彼等の行衛に關しては尚ほ精考を要する點多し。（石器の條參照）

セキジフジシヤ　赤十字社。軍隊外の有志者慈善者に於て。戰爭の負傷者病者を救護するの事業たるや。西暦千八百五十三年（我嘉永六年）有名なる露國クリメヤの戰爭に。慈善勇邁なる英國の婦人ナイチンゲール氏已下の人々が。奮て戰塲に赴き。傷病者の看護に從事したるより其端を開きたれど。其時運未だ一般の人心を感動するに至らざりし。次て千八百五十九年（我安政六年）伊國ソルフェリノの五大戰爭とて。墺佛伊三國數十萬の軍隊が連日連夜北伊の原野に苦戰せるとき。アリリー、ヂュナンなる瑞西の人士が親しく其戰塲に立入りて。負傷者困苦の狀を目擊し。其の景態の悲しく慘ましき限りなるに感動し。直ちに一書を著はして世上の注意を促したるより。早くも瑞西國ジュネーヴのモアニエー氏など。有志の人々は。同地に一社を創設し。戰地傷病者救護の手段を議することゝはなれり。是れ目今歐洲に盛なる赤十社の濫觴にして。其後千八百六十三年（我文久三年）廣く同志者を招き集め。萬國會を開きたる末。戰塲負傷者救護の事は各自分裂の働よりも。衆力合一の大利益ある事を認定して。文明諸國に同旨趣の團結を興起せしめ。遂には各國の政府をして軍隊衛生隊の中立を認むる萬國公約を結ばしむるにも至りしなり。衛生隊の中立を認むるとは。戰塲の傷者病者は素より。其看護救療に從事する人員より屋舍什具に至る迄。毫も兵鋒の侵襲を蒙らず。敵友彼我の別なく。十分傷病者の救療を盡さしむるの美法にして。赤十字條約なるもの即ち是れなり。其赤十字を以て萬國共用の標章とせしは。瑞西の國旗に據れるものにして。同國の旗章は赤地に白十字なれば。之を轉して白地に赤十字を用うることと定めたり。彼のジュネーヴの結社は爾來益々其趣意を宇内に擴張せんと勉め。自から萬國中央社として各國赤十字社の交通を媒介するの任に當り。其他各國の赤十字社も。平素の準備こそ大切なれとて。亦率ね數萬の社員を有し。無數の準備品と數十百萬の資金とを備へ。一朝事あるに臨んでは。更に臨時の巨貲を募り。各ゝ慈善忠愛の業務を實行し得るに至れり。本邦に於ける負傷者病者救護事業の發端は。實に明治十年西南騷亂の際に在りて。太政大臣三條實美。右大臣岩倉具視は主として同族を勸奬し。元老院議官佐野常民。大給恒は進んで博愛社を創設し。彼我傷病者の看護救療に從事したるに濫觴するものにして。爾來皇后陛下の隆恩と該社の總長たりし有栖川（熾仁）。小松（彰仁）兩宮殿下を始め。役員議員諸氏の盡力一般社員の協贊とに由り。漸く興隆の運に向ふの際。明治十九年我政府の赤十字條約に加盟せられたるの美擧ありしより。博愛社も亦大に感奮する所ありて。政府の認可を受け。日本赤十字社と改稱し。ジュネーヴなる萬國赤十字中央社との交通を開きたり。其後上は天皇皇后兩陛下の御保護を仰ぎ。小松宮殿下を總裁に戴き。下は役員議員を改選し。看護救療の方法を練習するが爲め。橋本軍醫總監（綱常）の盡力にて赤十字社病院を起し。次て有栖川宮小松宮兩御息所の御贊助を得て。篤志看護婦人會を開き。又廿本社の主旨を廣く全國に通するが爲め。地方支部地方委員を置くの制を創め。又廿年獨逸カルヽスルーへ府に萬國赤十字會の開設せらるゝや。政府よりは軍醫總監石黑忠悳。本社よりは子爵松平乘承を派遣して。我帝國と我日本赤十字社とを代

表し。遂に宮內省より十萬圓の資金を下賜せらるゝの恩典に浴し。入社の人員寄付の金額は近頃著しく增加し。有功章。社員章を設けて。社員及び有功者に頒つの條例を裁可せられ。明治三十三年北淸騷亂の際。始めて病院船博愛丸を派遣し。之に醫員及び篤志看護婦を乘組ましめ。歐米各國軍竝に淸國軍の負傷者を收容して之を救助せり。該時同看護婦にして寶冠勳章を拜受せしものは。婦女の勳章を賜はりし濫觴なり。

セキジユム　席順は。宮中にて座次を定むるは。古來位を以て之を定む。官を以て之を序せず。公式令に云く。凡文武朝參。行立以二班爵一爲レ序。五位以上由二敍爵之先後一。六位以下乃列以レ齒。親王立二于前一。諸王諸臣以二班爵一分列二于後一。儀制令に云く。各有二版位一。皇太子以下。各方七寸。厚五寸。題曰某品位。竝漆字。とあり。官位令に。親王一品。二品。三品。四品。諸王。諸臣。正一位。從一位。正二位。從二位。正三位。勳一等（註に曰く。依二公式令一。文武職事散官。朝參行立。各依二位次一爲レ序。故知。一等以下皆着二當色之服一。立二文官之列一。假如一等行列者。立二正三位之下從三位之上一類也。然按二衣服令一。勳位服色其制不レ顯。即知。一等以下。不レ帶二文位一者。皆著二黃袍一也と。黃袍は無位の服なり。）從三位。勳二等。正四位上下。勳三等。從四位上下。勳四等。正五位上下。勳五等。從五位上下。勳六等。正六位上下。勳七等。從六位上下。勳八等。正七位上下。勳九等。從七位上下。勳十等。正八位上下。勳十一等。從八位上下。勳十二等。大初位上下。少初位上下。と順序を立てたり。官制沿革略史に云く。續日本紀。慶雲三年正月云々。是日勳六等以上。身有二七位一而帶二職事一者。着二當階之色一列二於六位之上一とあれば。職事官（官位令に相當の位ある官を云ふ）にて七位なる者も。勳六等以上を帶すれば。當色の淺緣を着しながら。深緣を着したる六位の上に列する事となれるなりとあり。

【異位重行】羽倉考に云く。異位重行と云は。公事ある日。王臣の朝廷に列立する樣の名なり。此名日內裏式より見え來りて。今の世も猶稱す。但其樣は內裏式貞觀儀式等の如き中古以前と。公事根源などの如き中古以後さ。少しも同じからず。又其貞觀儀式の中にても。儀式に依て或は一方にて重行し。或は左右に別れて重行し。且少しづゝの違もあり。假令へば【新嘗會の時】の如きは。一所の最前に親王。次に大臣。次に大納言。次に中納言。其三位の參議。非參議の三位。王の四位の參議は少退いて中納言の列にあり。次に臣の四位の參議。次に王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位立ち。又一所の最前に六位。次に七位。次に八位。次に无位立つ。又【朝賀の時】の如きは。東方の最前に太政大臣。次に左大臣。次に大納言。次に中納言。其三位の參議。王の四位の參議は少退いて中納言の列にあり。次に臣の四位の參議。次に王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位。次に六位。次に七位。次に八位。次に初位。次に无位立ち。又西方の最前に親王。次に右大臣。次に非參議の一位二位。次に非參議の三位。次に奏賀奏瑞。次に王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位。次に六位。次に七位。次に八位。次に初位。次に无位立つ。【正月二日拜二賀皇太子一儀】の時も。朝賀に同じ。但奏賀奏瑞なき故に。其所を闕き置く。又【正月七日及十六日の儀】の時の如きは。最前に親王。次に太政大臣。次に左右の大臣。次に大納言。次に中納言。其三位の參議。非參議の三位。王の四位の參議は少退て中納言の列にあり。次に臣の四位の參議。次に王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位立つ。【九月九日の儀】の時も。正月七日十六日に同じ。但其五位の次に六位。次に七位。次に八位。次に初位。次に无位立つ。【正月十七日觀レ射儀。及釋奠講論の儀。五月五日の節の儀】の時も。九月九日に同じ。但太政大臣を差別せずして。親王の次に大臣。次に大納言とあり。又【江次第に見えたる所】も。大畧貞觀儀式に同じ。但是も儀式に依て少し宛の違あり。假令ば元日の宴會の時の如きは。最前に親王。次に大臣。次に大納言。次に中納言。其三位の參議。非參議の三位は少退いて中納言の列にあり。次に四位の參議。次に王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位立つ。七日の節會の時も元日に同じ。但四位の參議に王臣の別ありて。非參議の三位の次に王の四位の參議。次に臣の四位の參議。次は王の四位五位立つと見えたる本もあり。又全く元日に同じきと見えたる本もあり。踏歌の節の時も。七日に同じく。四位の參議に王臣の別あり。新嘗祭の時も元日に同じ。但太政大臣を左右の大臣と差別して。親王の次に太政大臣。次に大臣。次に大納言立つ。其元日七日參踏歌新嘗。いつれも若雨儀なれば。一所の最前に親王。次に大臣。次に大納言。次に中納言。次に三位の參議。次に非參議の三位。次に四位の參議立ち。又一所の最前に。王の四位五位。次に臣の四位。次に臣の五位立つ。皆是貴き者を前にして。卑しき者次第に其後に重なり立つをば。いづれも異位重行とはいへど。如レ此く儀式に依て少しづゝの違あれば。必しも其列なり樣少しも改め動かす可らずと云には非ず。且江次第元日の宴會の條に。近例。參議立二後列一。不レ可レ然。可レ立二於納言末一。但可二退立一。故隆俊卿此日正二位中納言。與二從二位中納言一頗有レ間立などゝも有ば。立つ人の心にも依ると見えたり。又近世に至りては。公事根源に見えたる如く。最前に親王。次に大臣。

次に大納言。其二位の中納言は少退いて大納言の列にあり。次に三位の中納言。其三位の參議は少退いて中納言の列にあり。次に四位の參議立つ。此列なり樣も。貞觀儀式。江次第等にさして替る事は有らざれども。只二位の中納言と。三位の中納言とを差別せる也。後の成恩寺の關白の江次第の抄に。定能卿の四節八座抄を引て。二位の中納言を大納言の列に加へたるばかり。江次第と八座抄と同じからざる由を記さる。然れば。如レ此く列なる事は。定能卿の比より初まれるなるべし。然れども猶一定にも非ざるやらん。江次第の抄に。異位重行の體有二說々一と注して。其下に如レ此くの列なり樣を注さる。即今印本の江次第。元日の宴會の條に。江次第の文に混してあり。本より江次第の文には非ず。故に舊本には此文なし。當時に至りては。必公事根源江次第の抄に見えたる如くに列なる事に定まりて。異說ある事を聞ず。抑異位重行といふ名目は。位次を以て重行する故の名なれば。八座抄。公事根源以後。當時の如く列なりては。異位の義明ならず。然れども上に云るか如く。此名目內裏式より見えたり。其比は初位以上の階級悉備はり。且公事ある日は。无位に至るまで皆行立する事。上にも引けるが如し。而して其參議以上は。其比とても官次に列すれども。是は其中にて纔の事にして。參議に非ざる三四位以下の人多分に列次するに。皆位次を以てするなれば。異位重行と名目せると見えたり。近世に至りては。四位以下は勿論。三位以上とても。見任の參議以上に非ざる者は。公事の日朝廷に列立する事なし。故に其定め四位の參議に止まる。其本を云はゞ。今とても諸臣悉列立すべきを。近世見任の公卿ばかり列するは。是畧儀にして。非參議以下は必列す可らずと制を改められたるには非ず。故に異位重行の名目は。古のまゝに唱る事と見えたり。」又有職問答に曰く。禁中對席の事。親王は皆一列に坐し給ふ。攝關は其向ひに位次を守て座。大臣以下各行座に着と被仰出候畢。此分候哉。」答。大概此分候。節會座なと。奧端をわかち着候。議定席など又子細有事の不一准候。【明治以後の制】も。宮中の席次は位階を以てすると右と同し。內閣の席次は。現大臣と。元帥。樞密院議長。大審院長。行政裁判所長。前大臣にして特に大臣待遇を受くる者等あるを以て。其の曾て該官に任せられたる年月の早晚を以て順序を定む。其の連署の式も亦之に同じ。公使の位次は。其の國に駐劄する最舊の特命全權大使を第一とし。以下年月の遲き者より代理公使に至る。軍人の位次は。官等の最高き者を第一とし。同等の者は其の現官に任せられたる最舊の者を上とすること。萬國通用の慣例なり。時としては其の代表する國の國名のアルファベット順にて連署の順序を定むることあり。又【德川氏の時】柳營に於ける位次は。大名は位階により。旗下は任官敍爵したる者は。隱居の後は。菊之間椽側詰となり。其の他役ある者の席次は。殿居袋に載する所。諸役班列左の如し。

凡例。支配印（老。若。）席印（雁。菊）。

年始五節句月次御禮席附合印。

東（月次西湖間東御椽頰。五節句御白書院御勝手）南（月次西湖間南御椽頰。五節句御白書院御勝手）×（月次御黑書院御勝手。五節句御白書院御勝手）白（月次。五節句共御白書院御勝手）○（月次御黑書院御勝手。五節句大廣間御勝手）⊖（月次入御之節羽目間。五節句同松の御廊下）⊕（月次。五節句共御座間御三間）□（月次御白書院。五節句大廣間鶴溜）⧄（月次御白書院御勝手。五節句入御カケ帝南椽カハ）田（月次。五節句共羽目間）十（月次御白書院御勝手。五節句大廣間御勝手）区（月次御白書院御廊下。五節句大廣間）廾（月次入御之節御黑書院。五節句同松の御廊下）△年始御禮（元日帝鑑間。二日大廣間）大（年始御禮大廣間）ハ（年始御禮羽目間）⊠（月次紅葉間。五節句大廣間）

無席　御大老。御老中。若年寄。御奏者番。御側。寺社奉行。大小御目附。御小納戸

千五百石高　老。雁　高家東

肝煎は御役料八百俵部屋住は御切米五百俵

五千石高　老　御側衆

持高　御役知二千石　老。雁　駿府御城代南

持高　御役料三千俵　老。芙　伏見奉行南

萬石以上に仰付候へば駿府御城代上席

五千石高　老。芙　御留守居南

三千五百石　若。山吹　林大學頭南

聖堂料千石九十五人扶持

五千石高　老。菊　大御番頭帝

四千石高　若。菊　御書院番頭帝

四千石高　若。菊　御小性組番頭帝

持高　公儀より千俵。屋形より千俵　老。芙　田安殿家老奥

持高　同斷　老。芙　一ツ橋殿家老奥

セキシ

持高　同斷　老○芙　清水殿家老奥
三千石高　老○芙　大目附
三千石高　老○芙　町奉行×
三千石高　御役金三百兩　老○芙　御勘定奉行×
二千石高　老○芙　御旗奉行白
二千石高　老○芙　御作事奉行×
二千石高　老○芙　御普請奉行×
二千石高　若○中　小普請奉行×
持高　御役知千石　老○芙　甲府勤番支配×
　三千石以下被仰付候へは三千石高御足。於甲府御藏被下之
千石高　御役料四千四百二俵一斗　老○芙　長崎奉行×
千五百石高　御役料現米六百石　老○芙　京都町奉行×
千五百石高　御役料同斷　老○芙　大坂町奉行×
千石高　御役料七百俵　老○芙　駿府御城番×
千石高　御役料千五百俵　老○芙　禁裏附×
　千石以下之者被仰付候へば千石高。外に御役料千五百俵被下。三千石以上之者被
　仰付候へば御役料千俵被下之
持高　老○芙　仙洞附×
　三千石以下は御役料千俵。三千石以上は同五百俵
千石高　御役料千五百俵　老○芙　山田奉行×
二千石高　御役料五百俵　老○芙　日光奉行×
千石高　御役料千五百俵　老○芙　奈良奉行×
千石高　御役料現米六百石　老○芙　堺奉行×
千石高　御役料五百俵　老○芙　駿府町奉行×
千石高　御役料千五百俵。御役扶持百人ふち　老○芙　佐渡奉行×
千石高　御役料五百俵　老○芙　浦賀奉行×
二千石高　若○中　西丸御留守居×
三千石高　若○菊　百人組之頭白
二千石高　老○菊　御鎗奉行白
三千石高　老○中　小普請組支配×

セキシ

二千石高　若○中　新御番頭×
千五百石高　若○菊　御持(弓。筒)之頭白
持高　若○菊　火消役○
　御役扶持三百人ふち。當火消役元八組。後十五組。寶永元申年十組に定る
五百石高　若　御小性
　五百石以下は五百石高。御役料三百俵。五百石より九百石餘迄高無構。御役料三
　百俵。千石より九千石餘迄御金三十兩。頭取は御金百兩。部屋住は三百俵高。外に
　御役料三百俵
持高　若○山吹　中奥御小性㊀
三百俵高　若○山吹　林左近將監㊀
五百俵高　御役料三百俵　若○桔梗　御臺樣御用人㊉
五百俵高　御役料同斷　若○桔梗　大御臺樣御用人㊉
千二百石　若○柳　今大路中務大輔□
千五百石　若○柳　半井刑部大輔□
七百石　若○柳　意安法印□
千石　叙法印候上は意安上坐　若○柳　竹田芭丸□
持高　御役料三百俵。但本道雜料差別有れ　若○連歌(法印。法眼)。奥醫師□
二百石　二十人ふち　若○法眼上坐　狩野晴川院▨
五百石　若○柳　北村季文田
持高　若○ツヽジ　大坂御船手+
　五千石以下は御役扶持百人ふち
千石高　老○中　御留守居番○
千五百石高　若○ツヽジ　御先手(弓。筒)之頭+
　但加役方は御役扶持六十人ふち
千石高　若○中　御目附
千石高　若○菊　御使番+
千石高　若○菊　御書院番與頭+
千石高　若○菊　御小性組與頭+
五百石高　御役料三百俵　城○代　駿府勤番與頭+
持高　千石以下之者。御役料二百俵　若○ツヽジ　御鐵砲方+

七百俵高　若○ツヽジ　西丸御裏御門番頭＋
千石高　若○ツヽジ　御徒頭＋
千石高　若○ツヽジ　小十人頭＋
五百石高　若　御小納戸
五百石以下は五百石と御役料三百俵五百石ゟ九百石餘迄高無構御役料三百俵千
石ゟ九千石餘迄御金三十兩頭取は千五百石高部屋住は三百俵高御役料三百俵
七百俵高　若○ツヽジ　御船手＋
七百俵高　若○タキ　二丸御留守居⊠
七百俵高　若○タキ　御納戸頭×
七百俵高　若○タキ　御腰物奉行×
千石高　若○タキ　御鷹匠頭○
五百俵高　老○中　御勘定吟味役×
御役料三百俵乘物代三十兩
四百俵高　若　奥御右筆組頭⊠
御役料二百俵金二十四兩二分○御四季施代御納戸渡り
三百俵高　御役料二百俵　若○桔梗　姫君様方御用人奥
四百俵高　濱御殿奉行　若○タキ　木村又助＋
三百俵高　吹上奉行　若○タキ　河合次郎右衞門＋
二百俵高　奥詰儒者　若　成島邦之丞＋
御役料二百俵
二百俵高　御馬預　若○タキ　曲木又六郎＋
御役料二百俵
六百石　京都御代官　所司○ツヽジ　小堀主税＋
御役料千俵
四百俵高　勘○ツヽジ（西國○美濃○飛驒）郡代＋
二百俵　大津御代官　京十○ツヽジ　石原清左衞門＋
百五拾俵高　御役料不同　勘○ツヽジ　布衣御代官＋
○布衣以下御目見以上班列
三百俵高　御役料百俵　若○桔梗　姫君様方御用人並奥
六百俵高　頭○桔梗　新御番與頭田

六百俵高　頭○ツヽジ　大御番與頭＋
三百俵高　御役料百五十俵　若　表御右筆組頭田
持高　（御役料二百俵○二百俵以下二百俵高）　若○土圭　御膳奉行田
二百俵高　頭○タキ　小普請組支配組頭＋
御役料三百俵御役扶持二十人ふち五百石以上の者御ふち不被下之
二百俵高　頭　甲府勤番支配組頭＋
御役料三百俵御役扶持二十人ふち五百石以上之者御ふち不被下之
四百俵高　ル○タキ　御裏門切手番之頭＋
四百俵高　ル○タキ　西丸切手御門番之頭＋
持高　御役料現米百二十石　所司　二條御城御門番之頭＋
持高　御役料百俵　所司　二條御殿番之頭＋
持高　御役料二百俵○御普請なり十人ふち　ル○タキ　御臺様御廣敷番之頭＋
持高　同斷　ル○タキ　大御臺様御廣敷番之頭＋
三百俵高　若○川吹　中奥御番卄
三百俵高　頭○紅　御小性組△
三百俵より二千八百石迄
三百俵高　右同斷　頭○虎　御書院番大
三百俵高　城代　駿府勤番
持高　御役料二百俵　若○タキ　諏訪部鎌五郎○曲木又兵衞
二百俵高　濱添奉行　若○タキ　木村鎗藏＋
二百俵高　同　若○タキ　河合幸右衞門＋
二百俵高　廣用　兩御番格御庭番＋
四百俵高　頭○タキ　御納戸組頭＋
持高　御役扶持二十人ふち　ル○タキ　御鐵砲玉藥奉行＋
持高　御役扶持十人ふち　ル○タキ　御簞笥奉行＋
持高　御役料現米六十石　所司　二條御鐵砲奉行＋
持高　御合力現米八十石　大定　大坂御鐵砲奉行＋
持高　御役扶持十人ふち　ル○タキ　御弓矢鑓奉行＋
持高　御合力現米八十石　大定　大坂御弓奉行＋
四百俵高　ル○タキ　御天守番之頭＋

四百俵高　ル○タキ（富士見○御寶藏）番之頭＋
持高　御合力現米八十石　大定　大阪御破損奉行＋
持高　御役扶持十人ふち　ル○タキ　御具足奉行＋
持高　御合力現米八十石　大定　大阪御具足奉行＋
持高　御役扶持十人ふち　ル○タキ　御幕奉行＋
持高　城代　駿府御武具奉行＋
御合力現米四十石。御破損奉行兼帯に付御役金三十兩。御役扶持五人ふち。御
薬園預り兼帯に付御役金三十兩
二百俵高　御役扶持七人ふち　若○タキ　御書物奉行＋
二百五拾俵高　御鷹匠組頭　頭○タキ　可兒孫十郎丅
二百俵高　御役料二百俵　若○土圭　御賄頭田
二百五拾俵高　頭○中の間ツチ　新御番ハ
二百俵高　頭○タキ　御腰物方＋
二百俵高　頭○タキ　御納戸＋
二百俵高　頭　大御番大
二百俵高　頭　甲府勤番
二百俵高　若　奥御右筆田
御四季施代金二十四兩二分
百五拾俵高　若　表御右筆田
御四季施代銀十枚
百五拾俵高　若　屋代太郎○日下部鐵之助田
二百俵高　御役扶持十五人ふち　若○タキ　御馬預＋
百俵高　御役扶持五人ふち　若○タキ　御馬方＋
三百俵高　頭○ヒノキ　小十人組與頭＋
二百俵高　御役扶持七人ふち　ル○タキ　大筒役＋
二百五拾俵高　頭○タキ　御鷹匠組頭＋
三百五拾俵高　勘○タキ　御勘定組頭＋
御殿詰　御取箇方　御勝手方　評定所　御役料百俵
三百俵高　御役料扶持二十人ふち　日　日光奉行支配組頭＋
持高　佐　佐渡奉行支配組頭十

セキシ

御役料三百俵御役金百兩
持高　御役料二百俵　勘○タキ　御切米手形改＋
持高　御役料二百俵　勘○タキ　御藏奉行＋
持高　御役料現米四十石　勘　二條御藏奉行＋
二百俵高　御合力現米八十石　勘　大阪御藏奉行＋
二百俵高　御役料百俵　勘○タキ　御金奉行＋
二百俵高　御合力現米八十石　勘　大阪御金奉行＋
二百俵高　御役料百俵　若○タキ　御細工頭＋
持高　御役料百俵　若○タキ　御材木石奉行＋
持高　御役扶持十五人ふち　小○タキ　小普請方＋
百五拾俵高　若○タキ　小石川御薬園奉行＋
二百俵高　御役料百俵　若○土圭　御膳所御臺所頭田
二百俵高　御役料百俵　若○土圭　御臺様同断田
二百俵高　御役料百俵　若○土圭　大御臺様同断田
但西丸御臺所頭より兼帯
二百俵高　御役役料百俵　表御臺所頭田
持高　若○タキ　儒者＋
持高　御役扶持十五人ふち　作○タキ　御疊奉行＋
持高　御役料百俵　勘○タキ　油漆奉行＋
持高　勘○タキ　御林奉行＋
百俵高　持扶持　御役扶持五人ふち　若○タキ　御休息御庭之者支配＋
二百俵高　廣用　御臺様御用達☒
二百俵高　西○廣用　大御臺様御用達☒
二百俵高　姫用　姫君様方御用達☒
百俵高　十人扶持　頭○ヒノキ　小十人組大
百俵高　持ふち　廣用　小十人格御庭番
部屋住より被召出候者二十人扶持
百俵高　頭○タキ　御鷹匠＋
見習は五十俵。尤見習被仰付候。翌年暮より御救金十兩づゝ三ヶ年被下。五年目
春より五拾俵づゝ被下

セキシ

セキシ

二百俵高　勘○タキ　川船改役十
百五拾俵高　御役扶持十人ふち　勘吟○タキ　御勘定吟味方改役十
百五拾俵高　御役扶持二十人ふち　寺○タキ　寺社奉行吟味物調役十
百五拾俵高　勘○タキ　御勘定十
御役扶持不同。評定所留役は二十人扶持
百五拾俵高　御手當七人ふち　林○タキ　學問所勤番組頭十
百俵高　御役料百俵　禁　禁裏御賄頭十
二百俵高　若○タキ　御鳥見組頭十
御役料扶持五人ふち。傳馬金十八兩。書狀取遣金七兩。
百俵高　持ふち　若○タキ　吹上添奉行十
御役扶持五人ふち御役金十五兩
百俵三人扶持　若○タキ　駒場御藥園預植村左平太十
二百俵高　若○タキ　馬醫十
二百俵高　鎗○納戸　千人頭十
八人地方。二人御藏米。何れも持高。
二百俵高　御役扶持二十人ふち　作○タキ　御大工頭十
五百石　二十人扶持　同○同　京都御大工頭中井岡次郎十
百俵高　御役扶持十人ふち　小○納戸　小普請方改役＋
百俵高　御役扶持十人ふち　作○納戸　御作事下奉行⊠
二百俵高　十人扶持　目○納戸　御徒目附組頭小野傳左衞門⊠
百俵高　普○納戸　御普請方下奉行⊠
御役扶持十人ふち御手當金八兩
二百俵高　二十人ふち　若○納戸　寄場奉行⊠
持高　法眼打込　若○柳　寄合醫師田
二百俵　七人扶持　若○柳　狩野友川田
持高　若○桔梗　御番醫師田
二百俵以下は御番料百俵
持高　支　小普請世話取扱大
五百俵以下御手當十人扶持　天保七申年十二月勤仕と成
二百俵高　若　天文方十

セキシ

測量御用は御役扶持七人扶持。同手傳は御役ふち五人ふち。暦作御用には御役扶持無之。手傳には五人ふち。地誌御用は金二十兩
持高　神道方　寺　吉川四方之進
二百俵高　若　御同朋頭田
百五拾俵高　若　御數寄屋頭田
御四季施頂戴仕。御足高之者は御扶持高に結。百五拾俵に被成下
百俵高　十人扶持　頭　御同朋田
百石　十五人扶持　若　狩野祐清田
百俵　二人扶持　若　芥川小野寺田

○御目見以下班列

×印上下役　○印御普代席。御普代之者　□印役上下　⊠印二半場
卄印羽織袴役　△印御抱入場所　十印白衣役

八拾俵高　若○納戸　御鳥見×十○
野扶持五人ふち傳馬金十八兩
持高　向井○納戸　御召御船上乘役×○
百俵高持ふち　頭　御天守番×○
百俵高持ふち　頭　富士見。御寶藏番×○
百俵高持ふち　勘吟　御勘定吟味方改役竝×○
御役扶持七人ふち
百俵高持ふち　普　御普請方改役×○十
御役扶持七人ふち御手當金五兩
百俵高持ふち　勘　支配勘定×○
八拾俵高三人扶持　勘　支配勘定格禁裏御入用取調役×○
御役金二十五兩
百俵高　三人ふち　被下金拾兩　勘　同御普請役元〆×○
二百俵高　目○臺　御徒目附組頭十○
百五拾俵高　目○臺　火之番組頭×○
百五拾俵高　頭　御徒組頭×△
但總年數五十年に而。七十四歲以上。當役廿年勤之御徒組頭は。其身一代小普請入被仰付。右年數之內病氣等に而難相勤者は。五ヶ年之間御徒頭無役に而罷在。

其餘は番代被仰付候
百俵高　目 日光奉行支配　吟味役×○
御役扶持五人ふち御役金拾兩
百俵高持ふち　目〇臺 御貝役×○
百俵高持ふち　目〇臺 押御太鼓役×○
七拾俵高五人扶持　小 小普請方吟味役×＋○
勤金拾兩
百俵高持ふち　同 進物取次番之頭×○
百俵高持ふち　廣番 御廣敷添番×○
御普請掛りは御役扶持五人ふち
百俵高持ふち　西廣用 大御臺樣同斷×○
御普請掛り同斷
百俵高持ふち　廣用 添番格御侍×○
五拾俵高持ふち　廣番 御廣敷添番竝×○
五拾俵高持ふち　部屋住は十人ふち　廣用 御廣敷添番竝御庭番×○
百俵高五人ふち　大目 欠所物奉行×○＋
百俵高持ふち　目〇臺 黑鍬頭×○＋
百俵高五人ふち　目 御徒目附×○
百俵高持ふち　目 濱吟味役×○
百俵高持ふち　目〇臺 御掃除頭＋×○
持高　勘〇臺 評定所番×○
百俵高四人ふち　御役金二十兩　頭 御膳所御臺所組頭×○
百俵高四人ふち　頭 表御臺所組頭×○
七拾俵高持ふち　御役金二十兩　頭 御臺樣〇御膳所〇御臺所組頭×○
七拾俵高持ふち　御役金二十兩　頭 大御臺樣同斷×○
八拾俵高持ふち　目 御徒押×○
八拾俵高持ふち　目 御挑灯奉行×○
八拾俵高持ふち　ル 奥火之番×○
七拾俵高持ふち　目 表火之番×○
八拾俵高持ふち　目〇臺 御中間頭×○

八拾俵高持ふち　目〇臺 御小人頭×○
持高　普〇臺 御普請方×＋○
御役ふち三人ふち御手當金八兩二拾俵以下之者被仰付候へば二拾俵高に被成下
七拾俵高持ふち　廣用 御臺樣御侍×⊠
七拾俵高持ふち　西廣用 大御臺樣御侍×⊠
七拾俵高持ふち　姫用 姫君樣方御侍×⊠
六拾俵高持ふち　二ル 二丸火之番×○
六拾俵高持ふち　御役ふち五人ふち　寺 紅葉山火之番×○
六拾俵高持ふち　目〇臺 御駕籠頭×○
五拾俵高持ふち　頭 進物取次上番×○
五拾俵高三人ふち　御役金二十兩　禁 勘使買物使兼×○
五拾俵高持ふち　頭 大筒下役組頭×○
五拾俵高持ふち　御役金十兩　頭 御膳所改役×○
五拾俵高持ふち　御役金同　頭 御膳所御臺所人×○
四拾俵高持ふち　御役金同　頭 御臺樣同斷×○
四拾俵高持ふち　御役金同　頭 大御臺樣同斷×○
四拾俵高持ふち　頭 表御臺所改役×○
四拾俵高持ふち　頭 表御臺所人×○
五拾俵二人ふち　スワベ 武州府中 下與市郎×○
三拾俵　總州小金佐倉野馬奉行 綿貫夏右衛門×○
三拾俵高二人ふち　廣用 御臺樣御用部屋書役□⊠
三拾俵高二人ふち　西廣用 大御臺樣同斷□⊠
五拾俵高　御役金格金三兩　吹上筆頭役×＋□
五拾俵高三人ふち　學問所勤番×○
勤金三兩〇肝煎は御役扶持三人ふち
七拾俵高五人ふち　御役切米三拾俵　御賄組頭□⊠
七拾俵高持ふち　御賄調役×⊠
御役切米三拾俵〇御役金拾兩〇御四季施代四兩二分
五拾俵高持ふち　御賄吟味役□⊠
御役切米二拾俵〇御役金拾兩〇御四季施代金四兩二分

四拾俵高二人ふち　御切米二拾俵　　頭　御賄勘定役□⊠
三拾俵高二人ふち　　頭　同御酒役世話役□⊠
御役切米拾五俵。御四季施代金四両二分
三拾俵高二人ふち　御役切米拾五俵　　頭　御賄改役□⊠
五拾俵高持ふち　　作　御作事方御披官□＋⊠
五拾俵高　　寄奉　人足寄場元〆役□＋△
御役扶持三人ふち御手當金五両
五拾俵高　御役扶持三人ふち　　頭　小普請組世話役□○
二拾俵高二人ふち　　目　御臺所番廾○
持高持ふち　　ル　明屋敷伊賀者組頭□○
持高　御役扶持四人ふち　　小普請方同斷□＋△
三拾俵高三人ふち　勤金三両　　小普請方吟味手傳役□＋△
五拾俵高三人ふち　　小普請方手代組頭□＋△
二拾俵高二人ふち　御役扶持三人ふち　　同改役下役組頭□＋△
三拾俵高二人ふち　御役扶持同斷　　膳○臺　御膳所小間遣頭×⊠
三拾俵高二人ふち　同斷　　表○臺　表小間遣頭×⊠
十人扶持　　公人朝夕人　同朋頭　土田孫右衞門
右先祖
權現樣慶長八年御參内之節。先年之御規式。御同朋善阿彌へ被仰付。被召。御日見仕。御紋之時服並諸大夫之裝束拜領仕。御尿筒懷中仕。供奉仕相勤。御裝束櫃に相添。長橋局勾當内侍へ相渡候由。供奉仕候へば。　御免被遊候
三百俵十人ふち　　町　石出帶刀□
現米八十石より百五拾俵迄　　頭　諸組與力□△
御留守居與力。御留守居番與力。百人組四組之内。根來組甲賀組與力。御普代⊠西丸御裏御門番與力前々より御普代と相定來り候
四拾五俵より二拾俵迄持ふち　　佐　佐州廣間役□△
但内三拾俵持ふち之者二人。御役金三十五両づゝ。其外は御役ふち二十人ふちづゝ。外に在方御役金八両
七拾俵高五人ふち　　頭　御徒廾△
八拾俵高三人ふち　被下金拾両　　勘　御普請役元〆□△

五拾俵高三人ふち　　勘　郡代手附　御鷹野方組頭□△
御役扶持三人ふち。御手當金八両
持高　御役扶持三人ふち　　勘吟　御勘定吟味方下役□△
五拾俵四人扶持より三拾俵一人扶持迄　　勘　御普請役□△
御給金拾両迄。被下金十両か三両迄。見習は勤金十両か五両迄。御扶持方三人ふち
持高　　勘　川船改役手附□△
持高　　勘　郡代手付　御鷹野方□△
御役扶持三人ふち。御手當金五両。部屋住は御扶持方三人ふち。御手當金五両
三拾俵二人扶持より二拾俵一人扶持迄　　勘　同斷　御鷹野方並□△
御手當金五両
五拾俵高三人ふち　　馬預　御馬乘□△
持高　御役扶持三人ふち御手當金十両　　勘　本所牢屋元〆□＋△
三拾俵高　三人ふちより一人ふち迄　　評定所書役廾△
御役金拾両。見習は六両二人ふち
持高　　作　御作事方勘定役□＋△
三拾俵高二人扶持　　廣番　御臺樣伊賀者廾○
御普請掛りは三人ふち
三拾俵高二人扶持　　西廣用　大御臺樣同斷廾○
御普請掛り同斷
二拾俵高三人扶持　　廣用　御臺樣御用部屋吟味役廾△
二拾俵高三人扶持　　西廣用　大御臺樣同斷廾△
三拾俵高二人扶持　　山庭支　山里伊賀者＋○
持高持ふち　　ル　明屋敷番伊賀者□○
三拾俵高三人扶持　　廣番　御廣敷進上番□○
五拾俵高二人扶持　　同朋頭　奥坊主組頭⊠
御役扶持二人ふち御金二十七両
御四代之内被召抱候者は二半場と相唱。其外は御抱入
五拾俵高　御四季施代金四両　　紅葉山。御宮。御靈屋附坊主⊠
御四代之内被召抱候者其外右同斷
四拾俵高持ふち　御四季施代金四両　　頭　御數寄屋坊主組頭⊠

御四代之内被召抱候者其外右同斷

四拾俵高二人ふち　同朋頭　表坊主組頭⊠

御四季施代金四兩

御四代之內被召抱候者其外右同斷

二拾俵高二人ふち　御役切米拾俵　御　賄　方□⊠

二拾俵高二人ふち　御役扶持三人ふち　作　御作事方小役廿＋△

二拾俵高持ふち　作　同　書　役廿＋△

三拾俵高三人ふち　作　同　手　代廿＋△

三拾俵高　寺　紅葉山。御高盛坊主⊠

御四季施代銀五枚

御四代之內被召抱候者は二半場と相唱。其外は御抱入

二拾俵高二人ふち　寺　同　御掃除坊主⊠

御四代之內被召抱候者其外右同斷

三拾俵二人扶持より二拾俵二人扶持迄　小　小普請方伊賀者廿＋△

三拾俵高三人ふち　小　同　手　代廿＋△

三拾俵高持ふち　內山　御鷹御犬牽廿＋△

此以下は御足高被下置。見習は御服金御ふち方被下置。同心見習同樣

持高　御役扶持三人ふち　庭支　御休息御庭之者組頭＋△

二拾俵高三人扶持　廣番　御臺樣御下男頭□△

二拾俵高三人扶持　西庭番　大御臺樣　同　斷□△

三拾五俵高二人扶持　御目附支配　無役世話役□△

部屋住は二拾俵二人ふち

持高　目　濱筆頭役廿△

二拾俵高二人扶持　同朋頭　奥　坊　主⊠

御役扶持二人ふち。被下金二十三兩。但御用部屋。土圭役。土圭間坊主は。御金二

十兩つゝ。御役ふち二人。御役金三兩

御四代之內被召抱候者は二半場と相唱。其外は御抱入

三拾俵高三人扶持　頭　御數寄屋坊主⊠

但役掛り者は御四季施代金四兩。外御場所より被仰付候者は。二十俵二人ふち之

者有之。新規御抱入之者は二拾俵二人ふち被下之

御四代之內被召抱候者は同斷

二拾俵高二人扶持　同朋頭　表　坊　主⊠

御四代之內被召抱候者は同斷

三拾俵高二人扶持　頭　御細工所同心廿△

組頭は御役扶持三人ふち

持高持ふち　普　御普請方同　心廿＋△

御役扶持二人ふち肝煎は御役金五兩御手當金二兩

三拾俵三人扶持より拾五俵二人扶持迄　頭　諸　組　同　心廿△

諸組同心之內　根來同心　甲賀同心　御留守居同心　御留守居番同心　御鷹

匠同心　御裏御門切手同心　西丸切手同心　玉薬同心

右前々より御普代は相定來り候二半場西丸御裏御門同心。御金同心右之外は御

抱入場所

持高持ふち　頭　進物取次下番廿○

持高持ふち　頭　御天守下番廿○

二拾俵高二人扶持　頭　富士見御寶藏下番廿○

二拾俵高持ふち　御役金六兩　頭　御膳所小間遣組頭廿⊠

二拾俵高持ふち　御役金五兩　頭　御臺樣同斷廿⊠

二拾俵高持ふち　御役金同　頭　大御臺樣同斷廿⊠

二拾俵高持ふち　頭　表小間遣組頭廿⊠

拾五俵高三人ふち　頭　御臺樣御下男組頭廿⊠

拾五俵高三人ふち　頭　大御臺樣同斷廿⊠

三拾俵高二人ふち　材　御材木石奉行手代廿＋△

三拾俵高二人ふち　見習は五人ふち　林奉　御林奉行手代廿＋△

二拾俵高二人ふち　漆　油漆奉行手代廿＋△

勤金六兩見習は五兩

三拾俵三人ふちより二拾俵二人ふち迄　書替　書替手代廿＋△

元〆は御役金五兩見習は拾五俵一人半ふち

御給金拾兩三人ふち　藏　淺草御藏手代廿＋△

組頭は御役金五兩助手代は五人ふち

二拾俵高二人ふち　疊奉　御疊奉行手代廿＋△

セキシ

セキシ

組頭は御役ふち五人ふち世話役は同二人ふち
二拾俵高二人ふち　欠　欠所物奉行手代井十△
持高持ふち　御役扶持二人ふち　小　小普請方改役下役井十△
持高　吹上奉行支配役人目附□△
御役扶持三人ふち御役金格三兩より銀二枚迄
二拾俵高二人ふち　馬預　御馬方爪髪役井□△
持高御役扶持三人ふち　吹　吹上御庭番人組頭井△
持高御手當金二兩　濱奉　濱御庭世話役井△
持高御手當金二兩　同　濱御殿番井△
拾五俵高一人ふち　頭　御中間目附井〇
拾五俵高一人ふち　頭　御小人目附井〇
持高　吹上奉行支配　御庭方世話役井十△
御役扶持三人ふち御役金格一兩
持高　同　同　御普請方組頭井十△
御役扶持三人ふち御役金格一兩銀三枚
持高　同　同　御座敷方井十△
持高　同　同　御大工之者井十△
道具代一ヶ年金五兩一人者は御役扶持三人ふち
持高　御役金格一兩　同　同　書役井十△
持高　同　同　御鳥方井十△
世話役は御役扶持三人ふち御救金五兩
持高　同　同　御庭入口番人井十△
持高　同　同　御薬園方井十△
持高　同　同　書役下役井十△
拾五俵一人半ふちより拾二俵一人ふち迄　同　同　御庭方井十△
持高　御役扶持三人ふち　同　同　御花壇方井十△
持高　同　同　苗木方井十△
持高　同　同　織殿之者井十△
御役扶持三人ふち御役金格金五兩より三兩迄
持高　同　同　御普請方井△

三拾俵二人ふちより拾五俵一人半ふち迄　書奉　御書物同心井△
二拾俵高二人ふち　二ル　二丸同心井〇
二拾俵高二人ふち勤金二兩　林　學問所勤番下番井△
拾五俵高持ふち　廣番　御臺様御小人井☒
拾五俵高持ふち　西廣番　大御臺様御小人井☒
二拾五俵高二人ふち　馬預　御馬口附之者組頭井〇
内拾俵御役御切米。一人ふち御役ふち
三拾俵高二人ふち　頭　大筒下役井△
三拾俵高二人ふち　頭　紅葉山　御掃除之者組頭井△
二拾俵高持ふち　膳奉　石之間番人井☒
二拾俵二人ふちより御給金十三兩二分迄　勘　御勘定所湯呑所之者井△
被下金五兩より三兩迄見習は五兩より一兩二分迄
拾五俵高一人ふち　頭　御中間井〇
拾五俵高一人ふち　頭　御小人井〇
拾五俵高持ふち　二ル　二丸御小人井〇
拾五俵高一人半ふち　油　油方同心井△
二拾俵高二人ふち　船奉　水主同心十△
拾五俵高二人ふち　目　櫻田御用ヤシキ御門番人井△
二拾俵高二人ふち　頭　御駕籠之者十〇
二拾俵高持ふち　勤料一日一匁　寄奉　寄場下役井十△
二拾俵高二人ふち　馬預　御馬口附之者井〇
拾五俵高持ふち．御役金三兩　頭　御膳所小間遣井☒
拾五俵高持ふち　同　頭　御臺様同斷井☒
拾五俵高持ふち　同　頭　大御臺様同斷井☒
拾五俵高一人半ふち　頭　表小間遣井☒
拾五俵高　御役金一兩三分　寺　紅葉山御高盛六尺十☒
拾五俵高持ふち　頭　御風呂屋小間遣井☒
御役金一兩
拾五俵高二人ふち　同朋頭　奥六尺組頭井☒
拾五俵高一人半ふち　同　奥六尺十☒

持高持ふち　同　表　六　尺＋⧖
持高　御役切米七俵　頭　御賄六尺頭□⧖
持高　但寸打六尺は御役金三兩　頭　御　賄　六　尺＋⧖
持高　作　御作事方定普請同心＋○
拾五俵高二人ふち　小　小普請方物書役＋△
但改役書役相勤候者は御役ふち二人ふち改役物書役見習は御扶持方三人ふち
持高　御役切米五俵御役扶持一人ふち　頭　御作事方　御手大工組頭＋△
持高　頭　同　御　手　大　工＋△
世話役は御役扶持一人ふち道具代金一兩
拾五俵高一人ふち　材　御材木石奉行同心＋△
拾五俵二人ふちより拾三俵一人ふち迄　勘　評　定　所　同　心卄△
世話役は勤金三兩
拾二俵高一人ふち　吹　三丸　明地御門番人卄△
拾二俵高一人半ふち　數寄頭　御　路　次　之　者＋⧖
外御場所より被仰付候へば拾俵一人半ふち。御抱入之者は拾俵一人ふち
拾二俵高二人ふち　頭　黒　鍬　之　者＋○
拾俵高一人半ふち　頭　御　掃　除　之　者＋○
持高持ふち　加扶持一人ふち　濱奉　濱御掃除之者＋△
拾俵高二人ふち　小　小普請方　御掃除之者組頭＋△
持高　同　同　御掃除之者＋△
拾俵高一人半ふち　頭　櫻田御用ヤシキ　御　掃　除　之　者＋△
持高　紅葉山。御宮附。御靈屋附　御　掃　除　之　者＋△
御宮附は別段金二分づゝ
大猷院樣淩明院樣御靈屋御相殿番相勤候に付金一兩づゝ
嚴有院樣孝恭院樣御靈屋同斷に付金三分づゝ
文昭院樣有章院樣惇信院樣御靈屋同斷に付金一兩づゝ
常憲院樣有德院樣御靈屋同斷に付金一兩づゝ
持高　組頭は御役扶持三人ふち御役金格銀一枚　吹　吹上御掃除之者＋△
拾二俵高一人ふち　休支　御休息御庭之者＋△
組頭は御役ふち三人ふち世話役は一人半ふち

持高持ふち　山庭支　山里御庭之者＋△
二拾俵高二人ふち　廣用　御臺樣仕丁組頭卄⧖
二拾俵高二人ふち　西同　大御臺樣同斷卄⧖
拾五俵高二人ふち　廣用　御　臺　樣　仕　丁＋⧖
拾五俵高二人ふち　西同　大御臺樣仕丁＋⧖
拾俵高持ふち　頭　御臺樣御下男＋⧖
拾俵高持ふち　頭　大御臺樣同斷＋⧖
拾俵高一人半ふち　御廣敷御下男竝　頭　小仕事之者＋⧖
拾俵高一人半ふち　疊奉　御疊小屋御門番人＋△
持高持ふち　御作事定小屋　御　門　番　人
　　　　　　小普請方　同　斷＋△
　　　　　　御普請方　同　斷
持高持ふち　雜用金一兩　御鷹部屋　御　門　番　人＋△
御給金五兩二人ふちより三兩二人ふち迄　濱御殿　物　書　役＋△
加扶持一人ふち
二拾俵高二人ふち　岡田芥川　小石川　御藥園同心＋△
拾五俵高一人半ふち　同　荒　子＋△
持高　御役切米七俵　頭　表御臺所　椀方六尺頭□⧖
拾五俵高一人半ふち　御廣敷　御用部屋六尺＋⧖
拾五俵高持ふち　御臺樣　大御臺樣　表御臺所　御膳所六尺　同斷　同斷　椀方六尺　御風呂屋六尺＋⧖
拾五俵高二人ふちより一人ふち迄　御藏　淺草藏　御門番同心＋△
雜用金五兩頭取は二拾俵二人ふち
二拾俵二人ふちより拾俵一人ふち迄被下金四兩　同　同　御　藏　番＋△
拾俵一人半ふちより御給金五兩二人ふち迄　同　同　小揚之者頭＋△
御給金八兩四人ふち　スハベ　房州峯岡　牧　士　觸　頭＋△
觸頭格は御給金四兩二人ふち
御廐御除地四反三畝十三歩被下

セキシ

御給金四兩二人扶持　頭　同　牧士＋△
　見習御給金二兩二分。勢子廻同二兩。捕手同二兩
拾俵一人半ふちより御給金三兩一人半ふち迄　頭　淺草御藏小揚之者＋△
二拾俵二人ふちより
御給金七兩より六兩二人ふち迄　被下金五兩　勘　御勘定　御普請役下役共△
拾五俵高二人ふち　同　同　小遣之者＋△
御給金三兩一人ふち　廣敷　御廣敷　小遣之者＋△
拾五俵高持ふち　膳奉　組頭　御春屋御門番人＋△
持高　御役切米五俵　頭　御賄新組頭＋△
持高　通番は御役金二兩　頭　同　新組＋╳
拾三俵二人半ふちより拾二俵二人ふち迄　馬預　御馬飼小頭＋△
拾俵高二人ふち　同　御馬飼＋△
八俵高一人ふち勤金一兩二分　勘　評定所使之者＋△
御給金一兩二分一人ふち　千駄谷。和泉新田　御焔硝藏御掃除之者＋△
二拾俵高二人ふち　石出　牢屋同心＋△
御給金一兩二分一人ふち　同　牢屋下男＋△

とあり。猶クワムリ及カクシキの部を參看すべし。

セキシヨ　關所。（セキを見よ）

セキゾロ　節季候。和訓栞に。節季候と口に唱ふるなもて。名目に呼たる也」とあり。歲時記栞草に十二月二十二日より。乞人笠の上に齒朶の葉を挿み。赤き布を以て面を覆ひ。わづかに兩眼を出し。二人或は四人。相ともに人家に入り。庭上に躍を催し。米錢を乞ふ。是を節季候といふ。節季を告る歲暮の詞なり。二十七八日に至て止む。今江戸にて節季候といふ者の姿は。編笠を以て面を覆ひ。寶盡しなど畫きたる紙の前垂をかけ。破りたる竹を兩手に持て。これをたゝき。囃しながら祝詞を唱へて門口に躍こむ」と見ゆ。節季候の詞は。急しけなる拍子をとり「せきぞろほら〳〵毎年〳〵旦那のお庭へ飛びこめはれ込め」など打囃して。門口に入り。米錢を乞ふなり。明治後は嘗てかゝる乞兒を見ず。

セキタン　石炭は。和名カラスイシと稱し。藥品に用ゐしものにて。伊賀の上野。近江の粟田。陸奥の棚倉。伊豫の宇和島。筑前の永谷及黑洲。肥前の佐賀。六國八所よりいだしゝが。なほ此外北國筋。山陰道などの邊僻の地にては。新炭に代へて。之を用ゐしとぞ（セキユ參看）。諸國其名を異にし。越前にてはウニと云ひ。筑前にてはイハシバ又はイシズミといひ。紀伊にてはカラスミといひ。中國九州にてはモエイシ又は五平太炭といふが如し。嘉永七年亞米利加船の來航せしより。人人石炭の必要を感じ。幕府も漸く其掘採を命ぜしが。其量甚だ少く。外國人の需要を充たすこと能はざりき。肥前國彼杵郡高島は。寶曆年中より漁人坑を開きて。石炭を取り或は薪炭に代へ。或は鹽濱の釜に用ひなどせしが。慶應三年佐賀藩洋式に倣うて掘採し。遂に一大炭坑となりぬ。筑後三池の如きも。文明年中旣に石炭を黑石と稱して用ひしものありしが。其掘採に力を用ゐしは嘉永六年以後のとなりきといふ。蒹葭堂雜錄に。石炭は中國九州等より多く出せり。俗に五平太といふ。按に其初五平太といへる者の掘出せしものならん乎。鹽濱の薪に代へてこれを用ふ。其石炭を取と金銀を掘出すに同く。山を鑿穴を爲て。左右上等に丸木を以て圍とし。漸に鑿入こと數十丈。取得て外に出るに。穴の口上低きゆゑ。石炭を入たる籃を引き。四這になりて出づ。（原本圖あり略す）尤此掘出す者は其土地の產の農民などには非ず。五平太鑿とて別にありて。諸國を廻て。石炭ある山を鑑定て。價を極

せきぞろ

め。買切て鑿ち取るのよし聞ゆ。尤此石燒とき臭氣ありて。家事の日用には用ひ難し。異名煤炭。石墨。鐵炭。焦石。烏金石と號。本草綱目に所謂南北諸山出處多。古則書レ字故名レ之。今以代レ薪炊爨。假二鍊鐵石一。大爲二民利一。士人皆鑿レ山爲レ穴。横入十餘丈。取レ之有二大塊一。如レ石。光者有下疎散如二炭末一者上。俱作二硫黄氣一といふもの則これなり」とあり。明治革新の後。蒸滊力機械を利用する事増加するに從ひ。石炭の熖熱に如かざるを以て。其需用俄かに多く。本邦採掘の石炭供給するに足らざるを以て。間〻外國產の石炭を輸入するに至れり。今鑛業發達史（明治三十三年調）に據り。我邦重なる石炭礦を記せば左の如し。

【三池鑛山】（鑛業人三井鑛山合名會社）。「位置」。三池炭山は福岡縣筑後國三池郡及熊本縣玉名郡に跨る。東北は三池山に擁せられ。西南は島原灣に面す。地勢約平坦廣濶の田畝にして。處々丘陵の起伏する者あるに過ぎず。東經百卅度北緯三十三度にあり。「鑛區坪數」。採掘特許面積は一千六百八十萬坪なり。「沿革」。發見の年代は舊記の徵すべきなしと雖も。口碑の傳ふる所によれは。三池郡稻荷村の一農夫。稻荷山に柴木を燒き。黑色の岩塊燃燒するを發見し。始めて石炭なることを知れりと云ふ。實に今を距ること四百餘年前文明元己丑年にあり。而して稻荷山は發見當時の開坑に係り。享保六年領主立花鑑任更らに平野山を開採し。嘉永の末年三池藩主立花種善亦生山を採掘し。三池炭山は即ち此三鑛區の總稱なりしか。其區域は現今に於ける大浦坑附近一小部に過ぎざりしなり。降りて明治六年に至り政府の經營に屬し。洋式の機械を裝置し。頻りに其擴張を計り。於是か模範炭山の名嘖々として世に傳はれり。二十一年民業に移すに及て。佐々木某に拂下け。二十三年一月三井氏之を讓受け。爾來十年。事業の擴張を圖り。採炭に運炭に將た疏水に。各種洋式の機械を裝置し。遂に今日の盛況を見るに至れり。【夕張鑛山】（鑛業人北海道炭鑛株式會社）。「位置」。本鑛山は北海道廳石狩國夕張郡登川村に在り。海面を拔くこと約千八百五呎。地勢西北に山を負ひ。夕張川水源の諸溪流其の東南麓に沿ふて流る。夕張停車場あり。夕張線の基點たり。「鑛區坪數」。採掘特許面積は三百八十二萬八千五百五十一坪なり。「沿革」。明治九年開拓使雇米人ライマン北海道地質測量の成績を報告するに當り。夕張地方に石炭の存在することを明言せり。然れとも地勢峻嶮にして跋涉に便ならさるを以て。曾て探査を遂くるものなかりし。同二十一年北海道廳技師阪市太郎之か踏檢を企て。幌內より炭層の方向を逐ひ登川村（夕張炭山所在地）に出てしに。炭層累々溪間に露出せるを發見せり。爾來道廳は精密の測量調査をなさしめ。夕張炭山の名漸く世に知らるゝに至れり。二十二年四月村田堤なる者。其の一部に試掘の許可を得。同年十二月北海道炭鑛會社其の試掘地を讓受け。更に特許を得。開坑に着手し。爾來鐵道を敷設し運輸の便を開き。着々經營擴張に盡力せしを以て。遂に今日の盛運を見るに至れり。「販路」。塊炭は。近くは帝國海軍の艦船工場。鐵道作業局。日本鐵道株式會社。其他鐵道滊車用。內外各滊船會社。竝に其他の各滊船焚料等に需用せられ。遠くは新嘉坡。香港等に輸出せり。尙益〻海外販路の擴張を計畫せり。粉炭はコーク分竝に瓦斯分に富めるを以て。東京橫濱に於ける瓦斯製造竝に東京橫濱以北に於ける骸炭製造用に唯一の原料として使用せらる。又鍛冶用炭として漸次使用せらるへき傾向あり。【空知鑛山】（鑛業人北海道炭鑛會社）。「位置」。本炭山は北海道廳石狩國空知郡歌志內村及奈江村に跨り。其の東北大字上歌志內に在るを上歌志內炭山と云ふ。大字下歌志內に在るを下歌志內炭山と呼ひ。此二炭山を總稱して空知炭山と名く。前者は海面を拔くこと四百十二呎にして。後者は約三百二十四呎なり。地勢廣濶にして迫らすベシケオタウシュナイ川其の中部を貫通し。空知河其の背部を繞りて流る。歌志內及神威の二停車場は各炭山に於ける便宜の位置を占め空知線の起點となる。「鑛區坪數」。採掘特許面積は六百五十七萬千百八十九坪也。「沿革」。發見の時代詳ならすと雖。安政年間松浦武四郎なる者蝦夷地を跋涉せしとき。空知川沿岸に炭層の露出を認めしと云ふ。明治六年榎本武揚（當時開拓使判官）同沿岸に於て炭塊數顆を採取し。翌七年開拓使雇米人ライマンをして該地を踏査せしめたり。十九年北海道廳之か測量の業を起せしも中途にして休止し。二十二年村田堤外二名始めて試掘に從事し。僅に炭層調査を了りたりしか。後北海道炭鑛鐵道會社之を讓受け。二十三年四月を以て開坑に着手し。爾來鐵道を開通し益規模を擴張し。以て今日の盛況を呈するに至れり。「販路」は。夕張炭山と同一なり。【幌內鑛山】（鑛業人北海道炭鑛會社）。「位置」。本炭山は北海道廳石狩國空知郡幌內村に在り。海面を拔くこと二百三十呎。地勢僅に北一方を開くのみ。東西は峰巒相走り。漸く近接して南方に於て相合す。而して其の山勢の盡る處即ち本炭山なり。本澤の溪流は東を流れ。瀧の澤の溪流は南より來り。而して本坑澤の溪流は西南より流る。相合して西を洗ひポンホロナイの溪流と會し。北方に向て流る。幌內停車場あり幌內線の起點とす。「鑛區坪數」。採掘特許面積は八十七萬三千百一坪也。「沿革」。當炭山は明治元年石狩驛木村吉太郎なるもの建築用材を幌內近傍に伐採せしとき。會〻炭層の露面を發見せりとす。同五年札幌

セキタ

區早川長十郎炭塊數顆を採り。開拓使廳に獻す。榎本武揚（開拓使出仕）其の炭塊を分析せしに。品質肥前高島炭と相伯仲せり。依て同六年より同廳雇米人ライマン及び佛人モンローをして石炭の踏檢地質の調査をなさしめ。爾來着々歩武を進め。同九年漸く完結を告るに至れり。越て十二年初めて大坑道の掘鑿に着手す。而して瀧の澤及本澤の露面より數條の坑を鑿ち。採炭準備の端緒を開きしは同十五年の春にして。採掘を開始せしは實に十六年の秋なりき。爾來官業として開採せしが。二十二年十二月北海道炭鑛會社之が拂下を受け。遂に今日の如く盛運を極むるに至れり。「販路」は。總て夕張及空知に同じ。【幾春別鑛山】（鑛業人北海道炭鑛會社）。「位置」。本炭山は北海道廳石狩國空知郡幾春別村字幾春別に在り。海面を拔くこと約二百二十七呎。地勢北方は丘陵相連り。南方は一帶の平原にして。幾春別川は東より流れ。本別川東北より來り。當山の南麓に於て相合し西方に流る。幾春別停車場あり幌內線に接續す。「鑛區坪數」。採掘特許面積は六十一萬二千零二十二坪なり。「沿革」。當炭山は明治十三年島田純一及山際永吾二名（開拓使御用掛）地質調査の爲め巡回の際發見したるものにして。十四年米人ポッター之を調査し。十八年六月農商務省始めて之が開坑に着手せしも。同年十月都合により中止し。二十一年七月村田堤此れが借區をなし。二十二年十二月北海道炭鑛鐵道株式會社之を讓受け。漸次各炭山の擴張と共に改良して以て今日に至れり。「販路」。夕張。空知。幌內炭山に同し。【鯰田鑛山】（鑛業人三菱合資會社）。「位置」。福岡縣筑前國嘉穗郡笠松村大字鯰田に在り。嘉麻川は鑛山の山麓を流れ。直方附近に至り遠賀川となり海に朝す。「鑛區坪數」。採掘特許面積は二百二十四萬二千五十二坪也。「沿革」。寶曆年間遠賀川より洞の海に通する運河開鑿の際。會々異樣なる黑色の石塊を發見せり。其能く燃料に適するに因り。村民隨意に採て以て自家の燃料に用ひたり。爾後遠賀。鞍手。嘉穗等の各山野にも往々之を發見するに至れりと云。明治十三年十一月麻生太吉開鑿に從事し。當時其採掘面積三千五百坪餘に過きさりしが。二十一年には四十五萬六千餘坪に達せり。二十二年四月より三菱會社の所有に歸し。爾來益盛大に赴たり。「販路」。門司長崎及横濱に輸送し。內外滊船會社の需要に充つ。【新入鑛山】（鑛業人三菱合資會社）。「位置」。福岡縣筑前國鞍手郡新入村大字上新入に在り。「鑛區坪數」。採掘特許面積は二百九十四萬六千百九十六坪なり。「沿革」。發見時代・鯰田鑛山に同し。本鑛山は五箇の鑛區を併合したるものにして。更に新入村大字知古に於て新炭坑の開鑿中なり。而して其の中心たる第一坑は元海軍豫備炭田の跡にして。解放後幾多の變遷を經たる後近藤廉平の所有に歸したりしが。明治二十二年に至り河村純義の所有に係る。中山。植木。新入に跨る一大鑛區と併合して三菱會社に於て之れを讓受け。同二十七年第四坑を渡邊壯兵衞より。第五坑を許斐鷹介より讓受け。漸次事業を擴張して以て今日に至れり。「販路」。若松。門司。神戶。及横濱に輸送し內地の需用に充つ。【臼井鑛山】（鑛業人三菱合資會社）。「位置」。福岡縣筑前國嘉穗郡碓井村字下臼井に在り。「鑛區坪數」。採掘特許面積は百二十四萬千七百四十二坪也。「沿革」。發見の時代は鯰田鑛山に同し。明治二十五年十二月第一坑を開き。同二十八年六月第二坑を開坑したりしが。第二坑は同三十一年七月廢坑したり。「販路」。若松。門司。神戶及横濱に輸送して內地及海外に販賣す。【田川鑛山】（鑛業人田川採炭株式會社）。「位置」。本鑛山は福岡縣豐前國田川郡弓削田村。川崎村。伊田村及大任村に跨り。彥山の西北凡そ五里の處に在り。豐州鐵道の伊田停車場及後藤寺停車場と相接す。「鑛區坪數」。採掘特許面積は三百二十四萬九千三百六拾坪なり。「沿革」。發見の時代は詳ならすと雖も。今より百年前一農民の發見に依れりと云。後豐前小倉藩主小笠原氏領民をして採炭に從事せしめ。之を近傍に販賣し。又水運により若松へ輸出せしこともあり。降りて明治十五年の頃海軍省に於て炭層を調査し。收めて撰定坑區となす。同二十二年政府其の一部を解放し民業に移すに及び。本坑は其採掘を出願して特許を得。同年十二月洋式機械を裝置し盛に採掘を開始せり。爾來二十六年頃迄は鐵道の便開けす。需用も亦少き爲。一日出炭僅に二百噸に過きざりしが。同二十七八年日清役後は著く需用を增加し。且運搬の途開けしを以て。目下出炭は日々千噸を超るに至れり。「販路」。四尺炭は重に內地各鐵道用に供給し。尚軍艦用に適する八尺炭は。上海。香港等に輸出し。三尺炭は船舶焚料若くは工場に使用せらる。而て門司港に販賣部を置き。尚神戶。香港に出張所を設け。廣く內外に販賣せり。【赤池鑛山】（鑛業人平岡浩太郎）。「位置」。福岡縣豐前國田川郡上野村外三箇村大字赤池外五大字小字德人原外百十一字に跨り海面を拔くこと約四百八十七尺餘。筑前。豐前の國境に沿ひ連亘起伏せる丘陵に在り。「鑛區坪數」。採掘特許面積は百六十四萬九千百十四坪也。「沿革」。本鑛山發見の時代は詳ならずと雖。寛政年間始めて採掘したるものゝ如し。今猶古坑の殘存するものあり。降りて天保年間に至り開坑採掘し。燃料及[illegible]田用として稍々販路を開きたるが如し。安政以後明治維新に至るの間は。小倉藩主小笠原氏の所屬に歸し。御用炭として採取せられたり。廢藩置縣後各小區域に分割せられ。地方人民爭て採開し。頗る濫掘の

繁賣を啓くに至れり。當時鑛業の發達極めて幼稚なるを以て。失敗せるもの踵を接せり。明治二十年農商務省に於て鑛區撰定の擧あるや。本鑛區亦其撰定坑區の一となれり。後ち海軍省より筑豐煤田一帶封鎖の令を發表せられ。幾くもなくして該令解放せらる。明治二十二年三月に至り。現今の鑛主に移轉し。竪坑開鑿に着手し。同年七月始めて洋式機械を裝置し。翌二十三年五月五尺炭層に着炭し。以て今日の盛況に至れり。「顯著なる盛衰」。明治二十四五年の交。炭價暴落せしか爲。岐坑の採掘を中止し。唯主要坑道の掘進にのみ全力を注きたり。次て同二十六年に至り稍〻市場の炭價を輓回せるを以て。同二十七年より採掘を擴張せしに。其出炭額筑豐五郡に冠たるに至れり。同年秋會〻日清戰爭の影響として需用頓に增加し。炭價意外の昂騰を來せり。實に同年間の總出炭は十三萬四千二百六十噸の多きに至れり。是を既往に於ける最も盛んの時期とす。「販路」。本坑より採掘する石炭は九州鐵道金田線に依り之を若松港に輸送し。同港安川松本商店に於て販賣を司る。且門司港にも支店を置き。海外輸出は多く同支店を經由す。其他神戶。大阪等に支店を設け。主として內地の販賣に從事せしむ。而て內地の販路は大阪各製造會社。神戶。名古屋。四日市。中國各製造會社及び鐵道會社にして。海外の販路は支那沿岸就中上海。香港。牛莊。芝罘竝に新嘉坡。孟買等とす。【高島鑛山】(鑛業人三菱合資會社)。「位置」。本區は北緯三十二度餘東經百廿九度餘長崎縣肥前國西彼杵郡高島村に在り。端島鑛區は高島の西南凡二海里。同郡高濱村沖合に在り。高島炭坑支山端島坑と稱す。橫島鑛區は高島の東凡二海里。同郡香燒村の西に在り。高島炭坑支山橫島坑と稱す。「鑛區坪數」。高島鑛區は五十一萬二千六百七十四坪。端島鑛區は六十五萬二千五百坪。橫島鑛區は二十六萬九千四百六十四坪とす。「沿革」。發見の年代詳かならすと雖。今を去ること百十餘年前。近村深掘村に於て鍛冶用に石炭を供したるとありと云ふ。寬政の末肥前國平戶の人五平太なる者開坑採掘し。之れを諸鹽田に廻送せり。文化の末年藩主の所有に屬し。四國中國等の沿海諸國に廻送し以て鹽田用に供せり。明治元年佐賀藩主鍋島閑叟其の臣松林源藏をして。在長崎英國人グラバーと共同し。字本村に於て始めて洋式の方法に依り。深さ百五十尺の竪坑を開鑿し。上層八尺炭層の採掘に着手せしむ。同年一丈八尺炭層採掘の目的を以て。更らに深さ百三十八尺の竪坑を字小濱に開鑿せり。而して本村所在の竪坑を北溪井坑と稱へ。小濱に在るものを南洋井坑と稱せり。同六年日本坑法の頒布に際し。政府收めて官有となし。之れを工部省の所轄に屬せしむ。同七年十二月後藤象次郎の所有に歸す。同九年胡麻五尺炭層採掘の爲め更に橫坑を小濱に開鑿せり。時に北溪井坑は既に廢坑となりたるを以て。南洋井坑を改めて第一坑と稱し。新橫坑を第二坑と稱せり。同十四年三月十五日岩崎氏の所有に歸す。同廿二年中字百間崎及中山に更に各橫坑を穿つ。爾後第二坑は同二十三年。第一坑は同二十五年に至り。採掘を終へ廢坑に歸せり。此に於てか中山坑を第一坑とし。百間坑を第二坑と改め。現今猶該兩坑に依て採炭事業を繼續せり。「端島炭坑」の發見は。今を去る凡そ八九十年前にありと云ふ。明治の初年本郡深掘村の舊領主鍋島氏の採掘する所となりしも。或は炭價の下落に依り。或は潮水の浸入に因り數度廢坑するに至れり。明治二十年に至り始めて井坑を島の東北部に開鑿し。捲揚機械を備へ漸く正式の採掘を始めたり。同二十三年九月一日岩崎氏の所有に歸し諸種の改良を施し。同十月より揚水に着手し。翌二十四年二月に至り進行の採掘を開始せり。同二十六年東南部に新に井坑を開鑿し。五百三十尺にして第二層胡麻五尺炭層に着炭し。二十八年に至り落成せり。是に於て東北部所在のものを第一坑と稱し。東南部にある者を第二坑と稱す。同二十七年十二月に至り。第二坑の東十五間を隔てゝ更に井坑を開掘し。第四層五尺炭層及最下一丈層に着炭し。二十九年十二月に至り落成す。之を第三坑と稱す。同三十年三月第一坑內出火の爲め滿水し。爾來一層八尺炭層の採掘を中止し。現今第二第三坑に依り採掘せり。「橫島炭坑」。は明治二十五年五月四日上長崎村尾上榮文外一名協同して撞擊試錐を施し。深さ二百六十呎にして。同年八月十九日厚さ五尺の炭層を發見す。同二十七年六月五日岩崎の所有に屬し。爾來更にダイヤモンドボーリングに着手し。掘進八閱月にして錐孔深さ五百二十九呎に達せるも。孔底の四壁崩壞の爲め進錐を中止せり。而して經過の炭層は五呎八吋(尾上峯の發見せしものに均し)。二呎十吋三呎六吋等の數層とす。同二十八年五月三日島の中央部に於て始めて井坑の開鑿に着手し。同二十九年八月一日に至り。深さ二百七十呎に達し。始めて目的の五尺炭層に達す。現今採掘する處のもの即ち是なり。「高島」。は明治以前に在ては出炭額僅少なりしと雖。佐賀藩に於て採炭に着手せし以來年を追ふて盛況に赴き。後岩崎の所有に歸せしより益〻產額を增加し。明治二十一二年の交にありては一日出炭額千二百噸に至りしことあり。其の後漸く衰頽し。第二坑は二十三年十二月に至り採炭を終へ。第一坑亦二十五年を以て採炭終結を告くるに至れり。爾來目下採掘中の百間崎及中山に於ける兩坑に依て事業の繼續を計ると雖。區域狹少にして曾て往時の盛況を見るを得す。二十七八年の交は一日猶凡そ五

セキタ
セキタ

百噸內外の產額ありしも。今や漸く減少して一日凡そ二百噸を產出するに過きす。「端島」は。曾て鍋島氏の有たりしとき海水の浸犯に因り全沒せしと雖も。後舊に復し。爾後岩崎の所有に歸せり。爾來大に力を潮止の工事に努め。專ら意を諸機械の修繕改良に注き。二十四年二月採炭に着手し。傍ら土地の開鑿海面の埋立其他運搬法の改良を圖り。目下一日平均凡そ三百四五十噸の產額を見るに至れり。「横島」は。蕞爾たる一岩礁にして。土地の開拓。海面の埋立。諸機械の据付。運搬法の設備等新に着手を要するもの甚た多く。總て創業の時期にあるを以て。未た十分の產額を見るに至らす。其最初の出炭は三十年二月にして。目下一日平均凡七八十噸を產出するのみ。【勝野鑛山】(鑛業人古河市兵衛)。「位置」。本炭坑は福岡縣筑前國鞍手郡香井田村大字鶴田より勝野村大字新多勝野を經て。嘉穗郡大谷村大字目尾。及同郡潁田村大字口の原に跨り。西に笠置山を負ひ東に嘉麻川あり。南北は獄阜蜿蜒として連亙し。幾多の炭坑四圍を繞り。實に筑豐炭田の中部に位す。「鑛區坪數」。採掘特許面積は八十七萬五千九百七十三坪也。「沿革」。當地方は維新前より石山と唱ふる數多の小鑛區各所に散在せしか。明治十八年より二十二年の鑛區撰定の際。三十二萬六千五百二十五坪を一坑區に編し勝野と稱し。勝野村帆足七三。嘉麻郡大隅村金光豐吉採掘特許を得て採掘せしか。同二十二年七月日本郵船會社之を讓受け。始て坑道を開鑿し。數箇滊罐喞筒捲揚機械等を据付け器械力を主とし。採掘するの計畫を爲し。同二十四年四月に至り採掘を開始せり。同年五月近藤廉平の所有に歸し。後現鑛主古河之を買受るに至れり。「潮頭坑」は。明治二十六年七月近藤廉平杉山德三郎共同借區の許可を得て。同二十九年四月より開坑に着手し。同年九月勝野目尾坑と同時に當鑛主古河引受けたり。目尾坑は往時姑息の採掘法なりしも。鑛主杉山德三郎卒先して蒸滊罐を据付。捲揚機を設置し。明治十四年より排水採炭共に機械力を應用せり。實に筑豐炭田機械採炭の設置之を以て嚆矢とす。是より各炭坑之に倣ふて機械を設置し。採炭事業に一進歩を來したり。明治二十二年中非常の大洪水あり。嘉麻川の堤防決潰浸水せしを以て。力を排水に專にし。傍其上層を採炭せり。同二十九年九月勝野潮頭と同しく當坑主古河の所有に歸せり。「勝野坑」は。明治廿五年一部の斷層に遭遇し出炭減少せると同時に。炭價下落し多少困難を來せり。「目尾坑」は同廿二年大洪水の爲一時出炭すること能はす。僅に上層粗炭を採掘して命脈を繫くの悲運に陷りしも。其後炭價次第に好況を呈し。同二十七八年に至り最も盛況を極め。採炭の業一時に勃興し。三十一年に至り門司若松二港の貯炭充積し。遂に炭價下落せりと雖。本鑛產出の石炭は其炭質の良好なるを以て。販路を失するの憂なし。「販路」。勝野炭及潮頭炭は主として日本郵船會社其他內外國滊船に需用せられ。稀には大阪及大阪以西の工場に供給し。目尾炭は主として造幣局竝に大阪各工場に使用せらる。若松港には谷口及日下部商店を代理店とし。門司港には出張所を設置す。門司若松渡にて。注文の日より一週日乃至二週日にして需用者に供給すへし。【勝野鑛山下山田支山】(鑛業人古河市兵衛)。「位置」。本鑛山は福岡縣筑前國嘉穗郡熊田村大字下山田及大隅町大字牛の隈に連亙し。北緯三十三度三十五分。東經百三十度四十五分に位す筑豐の國境を距ること二哩許。三面殆と小丘に圍繞せられ。山田川其中央を流る。兩岸平坦にして田圃相連れり。炭積棧橋は當鑛區の東端に在り。九州鐵道の終點とす。鑛區中最も高き處を向山と稱し。海面を抜くこと四百六十七尺餘にして。坑所は海面を抜くこと二百五十五尺とす。「鑛區坪數」。採掘特許面積は九十四萬五千九百五十坪なり。「沿革」。舊記の存せざるを以て其時代を詳にする能はすと雖も。口碑の傳ふる所に據れば。今を去ること百四十年前即ち寶曆年中にあるか如し。藩制時代には各地に採掘を許し郡奉行をして監督せしめ。又山元取締なるものを置き。石炭事業上の取締を爲さしめたり。維新以後交通の便開け。諸工業振興してより。石炭の需用日々增加し。廢藩置縣の翌年即ち明治六年に至り。日本坑法を發布し。該法に因り採掘の自由を得たりと雖も。運搬の便開けさるより收支相償はすして永續するものなく。同十九年當郡炭田は悉く海軍豫備田に編入せられ。一時退歩の狀を呈せしも。同二十三年解放の際福岡縣人頭山滿採掘特許を受け。同二十七年に至り現鑛業人古河市兵衛之を讓り受けたり。同十八年運炭の目的を以て筑豐鐵道會社創立せられ。若松より起工し。同三十一年二月右延長工事落成したるを以て營業を開始し。同年九月更に蝙蝠五尺層の開鑿に着手し。涌水多量のため中止せしか。其後電氣喞筒捲揚機械を設置し。目下專ら掘進中なり。「販路」。下山田炭の販路は。原料として專ら東京骸炭製造所に輸送し。又門司古河鑛業出張所販賣部に於て內外船舶用工場用として販賣せり。【起行小松鑛山】(鑛業人久良知寅次郎)。「位置」。本鑛山は福岡豐前國田川郡弓削田村大字川宮及奈良に跨り。中元寺川は本鑛區の中央を貫通し。北して筑前國直方に至り。幾多の川流を併せて遠賀川となり。植木小屋の瀨。中間の各邑を經。分れて二派となり。一は蘆屋港。一は若松港に注ぐ。「鑛區」。採掘特許面積六十萬一千八十二坪とす。「沿革」。發見時代詳ならすと雖も。安政年間以來土人自家燃料として採掘せりと云ふ。起行小松は從來接續

の二鑛區にして。是に峯地の一坑を合せたるもの即現今の採掘區域也。始め營業區々に分れ。各自姑息の採掘に止まりしが。明治廿年倉地氏峯地炭坑に於て。始て洋式の排水機械を装置し。次て捲揚機械を据付け。大に事業の面目を一新したり。二十八年起行炭坑を買收し。三十年更に小松炭坑を合し。尙附近の小松炭坑を買收して一大炭坑となし。爾來益々擴張改良の計畫をなし。遂に九州炭田中有數の一に數へらるゝの盛況を呈するに至れり。即ち最近五年間出炭總額七億五千萬斤以上に達す。「販路」。門司若松の兩港に於て販賣し。又京阪地方上海香港等に輸出す。

【小野田鑛山】(鑛業人磐城鑛炭株式會社)。「位置」。本鑛山は福島縣磐城國石城郡磐崎村に在りて。常磐鐵道線路中湯本驛の西北三十町に在り。西は湯の嶽を負ひ。東は小名濱港を距ること三里。北二里餘にして平町に通す。「鑛區の坪數」。採掘特許面積は三百七十萬六千百三十六坪なり。「沿革」。本鑛山は安政年度の開坑に係れり。當時村民耕作の餘暇採炭に從事したるも。運搬の不便なると。販路の乏しきとに因り。久く休坑に歸したり。明治十六年磐城炭鑛株式會社之を開掘し。爾來着々改良を施し。十七年二月始めて洋式動力を裝置し。開鑿掘進すると千尺以上に達し。專ら水準以下の採掘に從事せしが。當時運炭法其宜しきを得ざりしを以て。未た好結果を見るの時運に達せず。明治二十年十一月小野田。小名濱間輕便鐵道落成を告くるに及び。著しく運炭費を輕減せしめ。加ふるに種々の改良により。同二十二年より漸く純益を得るに至れり。二十三年新に捲揚機械を設置し。二十七年七月竪坑開鑿に着手し。二十九年十二月小野田湯本間一哩六十四鎖本鐵道成り。次て三十年三月磐城線開通と共に運炭上益々便利を得。産額亦頓に增加して。一ヶ月二千萬斤餘の出炭を見るに至れり。三十一年一月更に內郷炭鑛を開始せり。該炭鑛は日本鐵道線路綴停車場より約二哩半を距る、と五哩。鑛區の廣袤實に二哩に亘り。磐城諸炭鑛中の最大なるものにして。現今四百四十尺の竪坑と。千八百尺の斜坑の掘進中なり。「販路」。現今本坑石炭の販賣は年々增加し。東京諸工場は東京本店直接に之を販賣し。仙臺及重要の地には。直接販賣若くは委托販賣を以て廣く顧客の需用に應す。

【芳谷鑛山】(鑛業人芳谷炭鑛株式會社)。「位置」。本炭坑は佐賀縣肥前國東松浦郡北波多村岸山嶽の山麓にあり。「鑛區坪數」。採掘特許面積は百五十九萬七千二百三十坪にして。試掘面積は二十一萬七千八百三十一坪とす。「沿革」。發見の年代は詳ならすと雖とも。口碑の傳ふる所によれは。享保年間北波多村大字岸山字矢代町小字堂めきの田圃に於て一農夫耕耘の際發見せりと云ふ。爾來百十數年間幾多の盛衰を經。明治十八年に至り。竹內綱外數名の所有に歸し。同年始めて第一坑口に洋式の捲揚機械。及坑內に蒸滊喞筒を設備し。明治廿三年第二坑を開き。同一の機械を据付くるに至れり。明治十八年以來一日平均八十噸の出炭なりしか。洋式の機械を設備し。其他規模の擴張に從ひて。漸次盛況を呈し。輓近に至り日々出炭三百五六十噸に及べり。

【松澤鑛山】(鑛業人松澤與七)。「位置」。本鑛山は和歌山縣紀伊國東牟婁郡九重村及同郡三津野村に連亘し。舖尾村の山脈西に横はり。海面を拔くと凡百八十尺。熊野川あり鑛山の東麓を流る。「鑛區坪數」。採掘特許面積四十二萬七百三十一坪なり。「沿革」。當鑛山は四十二萬坪以上の鑛區にして。一の露頭なく。山背(北より西に當り)に當る隣鑛區に於て。明治五六年の頃土佐九十九商會及び岩崎彌太郎等石炭採掘に從事せしことあり。九十九商會等の採掘に從事せしは。現今の良鑛社炭山宮井炭山の二鑛區にして。當區內には嘗て着手せさりしなり。後九十九商會及岩崎彌太郎等は販路の乏しきに依り一旦廢鑛し。後數年販路稍々開くるに當り。現時の良鑛社炭山。宮井炭山。奥谷炭山。柳原炭山等を開坑せり。當鑛山は明治二十四年四月松澤與七始めて試掘に着手し。二十五年十一月採掘特許を得たり。炭層は地下深遠。開坑鑿岩二十六年十月に至り。九十三間半延長し。始めて炭層に遭遇し。爾來着々擴張を謀り遂に今日に達するに至れり。「販路」は。概ね美濃。近江。伊勢。參河。尾張。阿波。土佐。上野。下野諸國の石灰燒き。或はセメント製造の燃料に供給す。販賣は新宮市場に支店を設け。伊勢桑名。尾張名古屋。武藏東京に販賣す。

【奥谷鑛山】(鑛業人合資會社良鑛社)。「位置」。本鑛山は和歌山縣紀伊國東牟婁郡九重村に在り。有名なる十津北山兩川の合する所。即出合と稱する渡船場の西南凡二十町の山間に位す。海面を拔くこと約千四百尺にして。附近各炭山中最高の位置に在り。「鑛區坪數」。採掘特許面積は拾萬五千九百四十九坪なり。「沿革」。明治五六年の交九十九商會は(良鑛社と改稱)音川炭山の方面に於て採掘に著手せり。之を當炭鑛開掘の嚆矢とす。當時販路開けさるを以て收支相償はすして廢坑し。次て岩崎彌太郎借區開掘せしも。亦た販路なきを以て廢坑せり。明治八九年頃新宮町細井八左なる者。右鑛區の西北隣に開掘し。上海に輸出して販賣したりと雖。收支相償はす。數年ならすして之を大阪藤田組に讓渡せり。藤田組亦同一の理由に因り遂に廢坑せり。後大阪の元鬼九平なるもの岩崎鑛區の遺棄せる屑炭を拾集し。內地の石灰製造者に試用せしめしに。價廉にして火力强大。製灰上薪材に優るの成績を得たり。因て同十七年新宮人植松新十郎。松江武次郎等岩崎鑛區の廢坑跡に就き借

區開掘し。漸次灰竈の築法を改良し。二十年に至り大に販路を擴張せり。同二十一年坂井彌三郎外數名亦開掘し。同二十四年に至り良鑛社の所屬に歸す。「販路」は。新宮市場に本店を置き。東京大阪桑名の三ヶ所に支店を設け以て販賣に從事せり。需用はセメント石灰營業者に多し。【音川鑛山】（鑛業人合資會社良鑛社）。「位置」本鑛山は和歌山縣紀伊國東牟婁郡九重村に在り。有名なる十津。北山の二川合する所にして。出合と稱する渡船場の西岸に位し。海面を拔くこと約二百尺なりとす。「鑛區坪數」。採掘特許面は積拾萬千八百五十九坪なり。「沿革」。明治十八年五月即ち岩崎の廢坑後に借區の許可を得。爾來引續き稼行せり。其發見時代及沿革は奥谷鑛山に同し。開坑の當時は販路極めて狹く。從て年額五六萬斤に過ぎさりしか。明治二十一年に至り販賣大に開け。年額二千萬斤以上に達せり。然るに爾來石炭を採掘する者各所に起り。石炭の供給頓に增加し。却て販路に窮するの狀勢を來したると。加ふるに本鑛業主に於て明治二十四年奥谷炭山を購買し。多少兩坑の規模を縮少せしとに因り。當坑の採炭額を減少せしむ。「販路」。奥谷炭山と同一なり。【岩井鑛山】（鑛業人尾崎作右衞門）。「位置」。本鑛山は和歌山縣紀伊國東牟婁郡九重村大字宮井に在り。熊野川山麓を流れ。其下流新宮町の西北に當り坑口三あり。一番坑。二番坑。及ひ中坑と稱し。炭層の走向に沿ひ開坑す。中坑は最も低位にして。海面を拔くこと五百尺。二番坑は中坑より高きこと百三十尺。一番坑亦二番坑より高きことと百八十尺なりとす。「鑛區坪數」。採掘特許面積は拾八萬千八坪なり。「沿革」。明治二年新宮藩の稼行に係る。楊枝銅鑛山勤役木田甚四郎其使役夫に命し。對岸地なる志古村に採鑛せしむ。會々石炭層を發見し。掘進すること三間餘。當時需用の途を知悉せさるを以て。空しく坑外に放棄せり。明治四年英人キンドルス其【無煙炭】なることを鑑定し。六年九十九商會より丁抹人クレピスを派して。錐穿器械を以て試鑿せしめしも。遂に中止の否運に遭ひ。後岩崎彌太郎稼行すること一年。復た好績を見ずして休業し。十年の末細中某更に開坑（現今鑛區）操業せしも。得失相償はす。二年を出でずして終に廢坑するに至れり。二十年借區許可を得て幾多の困難を排し。販路を擴張し。需用亦日を追ふて增進し。今日の好況を呈するに至れり。「販路」は。東京。江州。土佐。大阪。伊勢。愛知。野州等の各地方セメント。及石灰製造所の需用に應す。內地に供給すると雖。未た海外に輸せず。【西浦越鑛山】（鑛業人濵崎伴七）。「位置」。本鑛山は熊本縣天草郡魚貫村の北隅に在りて。海岸を去ること僅に五町とす。「鑛區坪數」。採掘特許面積は八萬四千九百二拾九坪とす。「沿革」。發見の年代詳ならす。口碑に傳ふ。文久年間肥前の人鹿島屋久兵衞なる者發見したりと。後採掘するものなく。明治二十年に至り。初めて洋式の喞筒を用ひ盛に採炭するに至れり。【無煙炭】海軍用としての無煙炭は專ら製煉したるものを用ふ。而も三池。高島の如きも製煉用として適せず。大和紀伊地方のもの最も之に適す。而して製煉を加へずして自然に無煙炭たるものは。【茨城】及ひ【紀伊岩井】の二坑なり。茨城無煙炭鑛株式會社は。明治二十九年の開坑とす。【維新後石炭及石炭庫等につきての公令】明治三年第七百十號にて各管內石炭鉛硫黃等產出の地名竝產額申出の件あり。明治四年太政官第七十八號。北海道測量に付。孛國帆前船を雇用し。石炭廻送を許す。同五年太政官第四十一號。全國鑛山金屬硫黃石炭等一切の鑛物を工部省に差出の達あり。同六年大藏省第百二十七號麥。大豆。酒。鹽。水油。石炭共。米同樣相場書差出すべしとあり。明治十二年同省丙第七十六號。長崎縣下十ヶ村石炭場を軍艦用豫備炭とす。明治十五年同省丙第七十一號。豐前國門司浦石炭置場。及田の浦石炭庫を主船局所轄とす。明治十四年海軍省丙第五十三號。長崎海軍出張所所管唐津石炭用所を主船局所轄とす。明治十六年同省丙第十六號。唐津海軍石炭用所章程假定。明治十七年海軍省丙第十八號。主船局所轄橫須賀及兵庫海軍用所唐津海軍石炭用所を調度局所轄とす。明治十一年同省丙第六號。福岡縣下田の浦石炭庫を長崎出張所々轄とす。同十五年同省丙第七十一號。豐前國門司浦石炭置場及田の浦石炭庫を主船局所轄とす。明治二十一年七月勅令第五十六號。石炭の無稅輸出の件達せらる。クワウザン參看。

セキテム

セキテム　釋奠は。聖像を祭る式にて。文武天皇。大寶元年に。始めて執行せらる。以來代々行はれ。降て寬正の頃までは行はれし也。それより應仁文明の兵亂に。百事頽敗せしを。德川氏の時に至り。江戶に聖堂をたて。釋菜の典を擧く。今諸書に見えたる。釋奠式に關する條件を左に抄す。江家次第。二月釋奠式の註に。禮記王制云。釋㆑菜奠㆑幣。禮㆓先師㆒。月令。仲春將釋㆓菜之㆒。上丁命㆓樂正㆒入㆑學習㆑舞。釋奠中丁又命㆓樂正㆒入㆑學習㆑樂（上丁中丁本文）。後漢明帝十五年。幸㆓孔子宅㆒。祠㆓仲尼及七十二弟子㆒。親御㆓講堂㆒（本朝釋奠上古有㆓行幸㆒）。續日本紀。文武天皇大寶元年二月丁巳。始行㆓釋奠㆒。延喜大學式。裁㆓陳設饋享講論之三事㆒。凡諸國學舍。各釋奠。國司行㆑之。見㆓延喜式第五十㆒。晴儀見㆓西宮北山等㆒。仁平三年釋奠。太政大臣實行。左大臣賴長。參入。被㆑行㆓晴儀㆒。久壽元㆓釋奠。左大臣參入。被㆑行㆓晴儀㆒。上丁日。廉義公關白時下㆓宣旨㆒云。中丁有㆑障者可㆑用㆓下丁㆒哉否。明經勘申云。已謂㆓中丁㆒。

中丁有レ障者用二下丁一。有二何妨一乎。即以二下丁一祭享了（天元二年二月。同五年二月）。但案二禮意一。用二上丁一欲レ令レ學二問志丁狀一也。上者事始也。中者盛也。至二于下丁一得二衰老氣一。似レ不レ可レ用也。上中有レ障不レ可レ享。故上古無二下丁之例一。海淳說園。韓神祭日停レ用二三牲一（大鹿。小鹿。豕）。各加二五藏一。菟醢料代レ之用レ魚云々。服者不參。永長二二釋奠。直講師遠雖二身服一。依二宣旨一勤二座主一。自レ此輕服人。參入連綿。安元三年。釋奠於二太政官廳一行レ之。依二大學寮炎上一也。初以二南門一爲二廟門一。以二正廳一爲二廟堂一。後以二東廊北戸一爲二廟門一。以二朝所一爲二廟堂一。以二北戸北面一爲レ內。近代以二正廳一爲二廟堂一。故以二東廊北戸北面一爲レ外。三度改變也。仁平三年八月。台記先聖先師九哲像。巨勢金岡所レ寄也云々。延久四年三月十四日。甲午。權中納言源隆俊卿。着二仗座一。被レ奏下大學寮先聖先師九哲等廟像可レ被二修補一日時勘文上。四月三日壬子晴。件像。元慶四年巨勢金岡以二唐本一所レ奉二圖繪一也。而年序久積破損尤多。仍所レ被二修復一也。其用途料依二本寮請奏一。可レ召二諸國一云々。四月三日壬子。今日大學廟像奉二修補一。右少辨大江朝臣匡房。右大史紀成季。參二向彼寮一。行レ事。其料物等任二本寮請奏一。下二給宣旨於所司諸國一也。或說曰。吉備大臣入唐。持二弘文館之畫像一歸朝。安二置太宰府學業院一。大臣又命二百濟畫師一。奉レ圖二彼本一。置二大學寮一云々。先聖先師。古者以二周公一爲二先聖一。孔子爲二先師一。唐太宗貞觀二年。以二顏子一爲二先師一。また釋奠紫宸殿內論義といふ事。同書云。弘仁六年二月戊申。延二大學博士。及學生等於殿上一。立儀賜レ祿有レ差。釋奠明日。內論義也。或雖レ無二論義一。上卿參レ陣。博士參入令レ奏二事由一。藏人賜レ祿。また公事根源に云。是は年に二たひ。二月と八月とにあり。上の丁の日。かならすおこなはる。もし日蝕。國忌。新年の祭なとにあたれは。中丁にあり。大學寮にて。おこなはる。孔子ならびに。十哲の影をまつらる。上卿辨少納言なとまゐりて。廟拜にたち。宴醮の座につく。文章博士題をいだす。孝經。禮記。毛詩。尙書。論語。周易。左傳としにめぐりて。もちひる。あくる日。しやくてんの胙まゐらす。藏人もちて。朝餉のまへにすゝむ。藏人又一人。御手水の間のかたのすのこにて。あれはなにその物ぞといふ。藏人こたへて。ふんやのつかさの奉れる。昨日の釋てんの胙と。もとをながくいひて。たかくさゝげもちて。簾中にいるゝ也云云。唐太宗貞觀二年に。改て先聖。先師とは。孔子。顏回を申とかや。又神護景雲二年。孔宣父を改て。文宣王と申よし。弘仁格にみえたり。今大學寮にをさめ奉る孔子十哲の影は。異國より渡て。我朝累代の物にて侍るなるべし。制度通云。本朝始めて。文宣王の號を用ふること。續日本紀。高野天皇。神護景雲元年十二月。大學助教膳大丘。上レ疏言。天平勝寶四年。隨レ使入唐。問二先聖之遺風一。覽二膠庠之餘列一。國子監有二兩門一。題曰二文宣王廟一。時有二國子學生程賢一。告曰。今上大崇二儒教一。追改爲レ王。鳳德之徵于レ今至矣。而准二舊典一。猶稱二前號一。乖二崇レ德之情一。失二致レ敬之理一。大丘庸闇聞斯行レ諸。敢陳二管見一。以請二明斷一。勅從レ之。號二文宣王一。

本朝釋奠先聖先師九哲圖

冉有　仲弓　冉伯牛　閔子騫

先師顏子

先聖文宣王

季路　宰我　子貢　子游　子夏

續日本紀。光仁天皇。寶龜六年冬十月。右大臣吉備公薨。其傳云。靈龜二年二月。從レ使入唐。留學受レ業。研二覽經史一。該二涉衆藝一。我朝臣學生播二名唐國一者。唯大臣朝衡二人而已。先レ是大學釋奠。其儀未レ備。大臣依二稽禮典一。器物始修。禮容可レ觀と云々。然れば本朝釋典の禮。文武のときよりこれありといへども。吉備公の潤色に依りて。備はれりとみえたり。本朝釋奠の式は。享の日未明五刻に。郊社令。その屬及廟司を率て。先聖の神座を廟室の內。中楹の間に設く。先師顏子を首座とし。閔子騫以下。冉有までを合せて四座。文宣王の東に設て。西を上座とす。又季路以下。子夏までの五座を文宣王の西に設て。東を上座とす。合て十一座いづれも南に向ふ。その牲は。三牲竝に兎あり。

三牲圖

大鹿
小鹿　各加二五臟一
豕

菟　醢料

中國にて三牲と云は。牛。羊。豕なり。本朝にては右の通りに替へ用ひらる。又二仲

セキテ

の丁日。閑韓神。竝に春日祭の前にあたり。又その日に當れば。三牲竝に兎をやめられて。五寸以上の鯉鮒。五十隻を用ひらる。三牲竝に魚。いづれも六衞府よりこれを進む。又その日。國忌或は祈年の祭。日食の變にあたれば。次の丁日を用ゆ。諒闇のとしには。遺詔にて。吉服に從ふの類にても。享を停めらるゝなり。陳設の品々。執事の員數等何れも延喜式に詳なり。又先聖先師に告る。各祝文あり。祝文曰。維某年歲次。月朔日子。天子謹遣大學頭位姓名。敢昭告于先聖文宣王。惟王固天攸縱。誕降生知。經緯禮樂。闡揚文教。餘烈遺風。千載是仰。俾茲末學依仁遊藝。謹以制幣。犧齋。粢盛。庶品。祇奉舊章。式陳明薦。以先師顏子等配。尙饗。右は先聖孔子を祭る祝文なり。」祝文に曰。維某年歲次月。朔日。子天子謹遣大學頭位姓名。昭告于先師顏子等十賢。爰以仲春(仲秋)。率遵故實。敬修釋奠于先聖文宣王。惟子等或服膺聖教。德冠四科。或光闡儒風。貽範千載。謹以制幣犧齋。粢盛。庶品。式陳明獻。從祀配神。尙饗。」右は先師顏子以下を祭る祝文なり。何れも祝文の分は。音にて之を讀み。訓讀せず。これ又た延喜式に詳かなり。」また柳菴隨筆云。學校釋奠の事。往々史書にみえたれども。武智麿公の翼賛せられし功こそ。かぎりなく大なれ。その後吉備大臣。是れを修飾して。初めて釋奠の儀は定まりき(續日本紀吉備公傳)。今の世に。釋奠圖凡そ三通つたはれり。夫等を見て大寶の遺軌を想像すべし。菅家文草に。仁和二年正月十六日任讃岐守。四月州廟釋奠に會せられて。一趨一拜意如泥。縟犯蕭疎禮用迷」と作られしとみえ。藁京集に。金澤文庫にて釋菜ありし事みゆれば。上仁和のころより下文明の末にいたるまで。邊土遠境といへども。文學に携はる所には。釋奠。釋菜の儀ありしにや。」近時。平野知秋が釋奠興廢の記。竝に釋奠古禮を講習する事の編あり。簡易にして。よく沿革を詳にす。云。文武天皇。大寶元年二月丁巳。幸二于淨見原大學寮一。釋二奠先聖先師一。其儀用二唐開元禮一云。本朝釋奠之典昉二于此一。是後續至二文明年間一。世々修二其禮一。其儀詳二于延喜式一。初尊二孔子一稱二孔宣父一。從二唐太宗追諡號一也。神護景雲元年十二月。大學助教膳大丘上疏云。天平勝寶四年。隨レ使入レ唐。國子監有二兩門一。題曰二文宣王廟一。時有二國子學生程賢一。告曰。今上大崇二儒教一。追改爲レ王。鳳德之徵。于レ今至矣。而准二舊典一猶稱二前號一。乖二崇德之情一。失二致敬之理一。大丘庸暗聞斯行レ諸。敢陳二管見一。以請二明斷一。勅從レ之。號二夫子一稱二文宣王一(稱德天皇)。釋奠之明日。天皇御二紫宸殿一。聽二內論議一。賜レ宴者。昉二于淳和帝時一。又清和帝時。以二諸國釋奠之禮頗失二古式一。乃頒二新修釋奠式於七道一。其後續至二後醍醐帝時一。其式尙行。云。寶龜以前。大學釋奠之儀未レ備。吉備公依二稽禮典一。器物始修。禮容可レ觀。釋奠禮畢。皇太子入二都堂院一。聽二講論一。是爲二常典一。後花園帝康正元年(乙亥)八月十四日(丁亥)。行二釋奠一。其後有二長祿。寛正之亂一。繼有二應仁。文明之變一。以レ故洛中焦土。朝政頽弛。釋奠之典亦廢。寥々不レ聞。至二永正年間一。孔子廟僅存二臺趾一耳(在二神泉苑西北茶園中一)。寛永十年癸酉二月十日。始釋二菜于忍岡孔子廟一。林道春爲二獻官一。幕府釋菜之典昉二于此一(釋奠。釋菜者祭之畧者。釋奠者有レ樂。無レ尸。釋菜無レ樂。則其又畧者也)寛政丙辰改稱二釋奠一。昌平志曰。釋奠舊儀据二明制一。今儀(寛政庚申所定)雖下專倣二唐禮一而用上二延喜式一。廟制仍用二明制一。所謂舊儀。亦止謂二寛政庚申前一耳。如二寛文。元祿諸儀一。則舊之又舊者。前年。合衆國使節阿爾利(ハルリス)入二昌平學一。觀二孔子廟一。吏人使三之拜二孔子像一。阿爾利不レ可。曰。孔子雖二大聖一亦人耳。非レ神也。吾未レ慣レ拜二人鬼像一也。遂不レ拜。今也物換星移。此等之禮。蕩然掃レ地盡矣。此廟一時爲二博覽之場一。使三士民縱二覽孔子及顏曾思孟之偶像一。世事之變遷可レ歎也。雖レ然其可レ歎者。何啻此么麼之事乎哉。」大學寮釋奠古禮を講習する事。博覽會有り。教育博物館有り。近比又觀古美術會を開き。又嚮さには三騎射の演習有り。之を要するに。皆人の見聞を弘め。知識を開くの教に非さるは無し。三騎射の流鏑馬は。其濫觴古しと雖。笠懸犬追物は。全く足利將軍の時代に起り。三騎射とも。皆武人閑適の遊戯に過きす。然れとも數百歲前の將士。海野氏。小笠原氏等の綾藺笠を被りて。面振りあげ扇を開き。面に當て。呪文を唱ふる樣などを觀るも。亦奇と謂はざる可らす。然れとも。三騎射は。足利時代武士の技を觀るに過きす。遠く大寶。延喜等の古禮を今日に觀るを得へきものは。獨り大學寮釋奠の禮有るのみ。今此禮を演習して。世に觀せしむる者ならば。聖代の盛なるを鳴らすの一端にして。希世の珍事と云へき也。況や其禮今猶存し。亡ひさるをや。特に之を擧る人無きのみ。人無きに非す。此等の古禮は視て迂濶なりとして。之を度外に付するなり。今此に好古の人有りて。試みに此禮を演習する者有らは。必觀る者堵の如くにして。坐なから大寶以來延喜までの古禮を拜觀し。親しく當時の太陽に浴し。大氣を呼吸し。當時の人の謦欬を聽き。當時の衣冠を觀るの想有らしめん。余か其禮尙存すと言ふ所以のものは。現に今延喜式有り。空論に非す。余壯年の比(弘化三年丙午)舊藩の學校にて。大學寮釋奠の禮を講習し。藩の釋奠の跡にて(昌平志に載する舊儀なるもの)。試みに之を演せんと謀りしに。藩學なれは。聖廟狹隘にして差支多く。其事遂に止みしなり。只今湯島の東京圖書館(舊聖堂)にて。此禮を行はんと欲すれは。所謂是を擧て之を措くのみにて。容易に演習するとを得へきなり。此の講習は三四週間にて成るへし。第一聖廟は巍然壯大にし

て。音樂は備はれり。祭器も餘り有り。此事岡千仞等擔當し。其與祭の人は。華族。紳士。儒生を論せす。募らは立ところに辨すへし。されとも此禮を行ふには。延喜式はかりにては。分り兼る所有るへし。因て今聖堂に藏する所の。古大學寮釋奠圖の屏風一雙有り。此は元祿度德川五代將軍常憲公へ。堀田家より獻上せし者にて。寬政の末年。林大學頭衡釋奠の舊儀を改め。唐の開元の禮に據り。且專ら延喜式を用ひ。釋奠の禮を定め。今儀と稱し。祭服の色め。其他の事も此屏風に據りし者有りと云(聖堂下番櫻井久之助話)。祭服は。皆唐服にて學生は布衣なり。三獻官は冕を冠したり。今唐服を用ふる能はされは。三獻官は衣冠。其他は狩衣然るへし。學生は只拜はかりなれは。古圖の如く布衣を用ひて可なり。協律郎の執る所の旄は。今此物無れは。類似の品を代用すへし。舊征夷府の釋奠には。扇を代用したれ共。宛も下馬先の下座見の爲す所にさも似て其さま鄙し。爲すへからす。大聖殿を先聖殿と爲し。文宣王の像は其まゝ故の如く正位に祀り。延喜比には。既に文宣王なれは。此像を用ひ恰當なり。先師顏子の像も。此迄の四配の像を用ひて恰當なり。但先聖先師とも。延喜の比は畵像。此は塑像の差有るのみ。九哲の像は舊儀に用ひし狩野家の畵像有り。之を用ひて可なり。但今の聖廟は。規製宏壯なりと雖。大學寮の廟制に非す。併せて明の國子監。大學の廟制にも非す。是常憲公。朝廷を憚かりたまひて。明代州縣學の廟制に倣ひ。從て釋奠も。州縣學の禮にて。是は公の至意の存する所なり。寬政度。今儀に改めしは。蓋し公の意に非らさるなり。大學寮は南門。東門。西門有りて。左右の檢非違使は。看督長。火長等を率ひて警衞せり。今の聖廟には。仰高門有るのみ。因て仰高門外に。武士兵仗を執りて警衞し。入德門外に。又警衞を置き。杏壇門外に庭燎を焚き。杏壇門三扉有り。中を南門。東を東門。西を西門と看做すへし。但再拜なとの禮は。武家の禮と異なれは。當今公家華族の家に就て學ふへし。是も俄かに成り難くは。舊征夷府の時の衆官再拜の禮を。中村敬宇子等に就て問ふへし。武家の禮と混せぬやうにすへし。夫れ孔子の廟祀は。漢。晉。及ひ隋には。或は先師と稱し。或は先聖。宣尼。宣父と稱し。唐文宣王と謚し。宋又至聖の號を加へ。元にて大成を加ふ。明に至りては。宋の眞宗の號を用ひて。至聖先師孔子と稱し。唐。宋。元。明文宣王の謚を止む。淸に至りても。至聖先師孔子と稱し。又朱子を十哲に升配して。十一哲と稱す。我朝初めは唐の太宗の謚號を用ひ。孔宣父と稱す。神護景雲元年。大學助教膳大丘の上疏に從ひて。文宣王と改稱し。以後其號を改められしを聞かす。舊政府にては。元の禮を用ひ。大成至聖文宣王と稱す。顏曾思孟を配祀し。十哲(子張を加ふ)宋の周二程張邵朱の六子を從祀し。之を四配六子と稱せしに。寬政改正に。十哲の從祀を廢せり。今の聖堂の聖像は。儼然王者の服なり。今の支那人等之を見しとあらさるへし。何そや。只今閭里の私學等に祀る聖像は吳道子の圖多ければなり。聖像に袞冕十二旒を服する者は。文宣王なり。此像尤多し。然れども唐の吳道子の聖像は然らす。巾を戴き。背に長劍を負ひ。拱して立てり。其鬚髯尤多きは。荀子の面蒙。倛の如しの語に取り。雙門の前齒二枚露出せるは。王充論衡の孔子反羽の語に取りしならん。畵家の傳ふる所は。聖像を作るには。必前齒二個を露出するを法と爲すと云ふ。聖像に坐像有り。立像有り。或は椅子に倚る者有るは。是大なる誤なるは。言を俟たす。昌平の聖像は坐像なり。偶ゝ耳袋といへる俗書を觀るに。足利黌の聖像を觀て疑を起し。江戶に歸りて。之を人に問ひしに。是は闍魔のみぐしを見て。聖像なりとて。木像に取立しなりと云ふを信したるは。笑ふ可きとなり。天明元年。松延年か撰する所の。足利孔廟創建考の末に。余拜所謂聖像者。其被綸巾把羽扇者特可疑也。稍似世所圖諸葛孔明者。凡孔像所以不一。有尼父者有大司寇者。有文宣王者。未有綸巾羽扇者也。矧其瘦癯之貌。不似宅聖影豐滿堂々者乎。然非本邦所塑物也。余竊疑戰國之時。五嶽禪侶掌皇華之職。數入中國。而偶得武侯之像於彼土。而鹵莽之徒混殺姓字(尼父姓孔。亮字孔明)。誤認以爲孔像。齎來於斯。後人因循。莫知是正。鄙意如此。記以俟高明之教焉。此言極めて佳なり。耳袋とは。天淵侔しからす。」以上二編洋々社談に載する所なり。右諸書の趣にて。其式の大畧及ひ興廢等の事を知るべし。【聖堂に於ける釋典】栗本鋤雲著匏菴遺稿に。寬政中聖堂の釋典の式あり。左に掲く。「一。執役の面々刻限之儀習禮之日。二月は五時。八月は早め六時。當日は春秋共七半時揃候事(但御祭儀は明け六時初り候事)。一。右同斷。著服之儀習禮之日。二月は服紗小袖。麻上下。八月は染帷子。當日は二月はのしめ。八月は習禮日同様候事。一。右同斷。一統稽古所へ相揃ひ候間。時分宜候はゝ。裝束所へ案内可レ致候事(但雨儀之節は御供所へ可レ致二案内一候事)。一。右同斷。習禮之日當日とも例之給物可レ被レ下候事。一。習禮之日。當日共。裝束所へ硯箱臺子。煙草盆等可レ致二用意一候事(但雨儀の節は御供所へ差出し可レ申候。尤二月は火鉢用意之事)。一。杏壇門外饌具所圖面之通相心得候事。一。執役の面々解劍所圖面之通相心得候事。一。御日附著座之席。圖面之通相心得候事。一。樂人著座之席。圖面之通相心得候事。一。習禮之日祭器類本式之通。取出し相用ひ候事。一。習禮之日當日とも贊唱者。贊者早めに罷出。萬事差引可レ致候事。一。尊所洗所共尊罍

のふた取仕廻。冪相用ひ可申候。陳設は圖面之通相心得候事(但尊所は白絹。洗所は白晒候事)。一。裝束所。御供所とも執役の張札。別紙之通習禮前日可レ致二用意一候事。一。祝板木品檜たけ一尺二寸。はゞ七寸。厚六分。前廣に可レ致二用意一候事(但祝文は贊唱者認レ之候事)。一。行列帳相渡し候間。習禮之日當日とも。讀上げ候て。人數揃へ可レ申候事。一。版位配り方之儀贊唱者差圖たるべく候事。一。習禮之日靴。廡鞋相用候に付ては。當春之通。薄縁。淨草履等。用意に不レ及候事。一。從祀畫像之掛板。東西とも北の端より第一。第二。第三之柱間。打釘えくり上げ可レ置候事(但東は周子。程叔子。邵子。西は程伯子。張子。朱子と申順に候事)。一。當秋布衣之色目別紙之通候事。一。仲秋は例年聖堂料之新穀盛候簋二つ盆し候事。一。當日樂人へ。人數に合せ。淺沓相渡し候事。一。同人解劍の儀諸執役同格に候付。協律郎差引は可レ致候得共。杏壇門外詰居候者。尙又心付け可レ申候事。一。習禮之日當日とも御本殿左右小廊下口之戸。兼て明け置。あをり不レ申樣可レ致二用意一事。一。幣帛は白絹一丈八尺可レ致二用意一事。一。前日初獻官御劍納め。前々之通有レ之候事。一。配位は圖面之通御出座之積。當曉正位褰帳揚簾開戸之上。御香案等は直に御供所へ引入候事。一。瘞坎之儀圖面之通相心得。白丁着之者兩人差出可レ申候。一。雨儀之節は御供所口を杏壇門と相心得可レ申候。執役之列位も圖面之通り振更り候事。一。初獻官之外執役之面々御式相濟候上。御座敷にて胙肉頂戴有レ之候に付。人數に應し御供所より相廻可申候事(但初獻官出座挨拶の上頂戴有レ之候。御目見以上は白木足付。以下は片木に候事)。一。饌具所よりくり出し方。第一番は俎。第二番は籩。第三番は豆。第四番は簋。第五番は簠と申順に候事(但籩。豆は蓋取候て執饌者へ相渡し候事)。一。初獻官受胙之入用として。朱塗盤一つ。白箸相添。並籩一つ用意致し置。其節饌具所にて執俎執籩之者へ相渡し可レ申候。退出之節は。右之兩器共預り可レ申事。一。前日饌具用意之節。受胙之砌取能きため。鯛之鰭身へ掛け候て。切離し見へ不レ申候樣致置候事(但正位は俎とも同樣候事)。一。監祀官出門之節。副監より御祭儀無レ滯相濟候段。杏壇門外詰合候勤番へ可二申達一候間。是迄之通相心得。御徒目附へ可二申達一候事。一。帳簾。開闔等は勿論。俎。豆之類撤し候儀。萬端相心得可レ申候事。一。初獻官太刀持二人は。素襖。亞獻官。終獻官共一人つゝ廡上下。沓持は何れも一人つゝ白丁著用候事。一。杏壇門外壇上にて三獻官とも沓著け替へ候事。一番拍子木前。裝束付之者三人其所へ出居取扱候事。一。裝束所へ合圖之儀。拍子木相用ひ候間。御座敷詰之組頭。御目附著座相濟候段。自身裝束所へ相趣申聞。夫より直に杏壇門外へ相越。一番拍子木爲レ打可レ申候。一番之行列御門内就位之上。二番拍子木爲レ打可レ申候。都合四番同樣候事(但一番は贊唱者。贊者。二番は監祀官之組。三番は獻官之組。四番は協律郎。樂人候事)。一。雨儀の節は望瘞之御式相止み候付。祝撤幣之上御供所へ持込可レ申候間。早速請取可レ申候事。一。御式相濟拜禮畢り候上にて闔戸可レ致候事。七月」とあり。又當秋釋奠心得之覺に曰ふ「一。刻限之儀。習禮之日早め六半時揃。當日七半時揃候事。一。著服之儀。習禮之日當日とも可レ爲二染帷子。廡上下一候事。一。何れも稽古所へ相揃。案內之上裝束所へ可レ被二相越一候事(但雨儀之節は御供所へ案內有レ之候事)。一。習禮之日。當日共。若病氣差合等有レ之候はゞ。早速尾藤良佐。古賀彌助兩人へ差向。御斷手紙可レ被二差越一候事。一。銘々職掌書相渡し候間。尙又申談可レ被二相勤一候事(但委細之儀は贊唱者へ可レ被二承合一候事)。一。習禮之日當日とも辨當持參に不レ及候事。一。御式相濟候上。一統御座敷にて胙肉頂戴有レ之候事。七月」とあり。祝文は前記に見ゆれば抄略す。【行列】は贊唱者一員。贊者一員。贊引一員。監祀官一員。副監一員。祝一員。執尊者二員。執洗者一員。執篚者一員。執爵者一員。贊禮者一員。初獻官一員(太刀持。沓持)。贊禮者一員。亞獻官一員(太刀持。沓持)。贊禮者一員。終獻官一員(太刀持。沓持。左右掌事者一員宛。執饌者十員宛。執俎者一員。執籩者一員)。協律郎一員。樂人」とあり。

セキバム　石版。(イムセツを見よ)

セキバム　石盤。軟質の石を薄く切て板となし。石筆にて字を書するもの。拭ひて幾度も記す。小學生徒が筆算など習ふに用ひて人のよく知る所なり。陸前桃生郡雄勝濱に產す。暗褐色にて滑澤あり。大材は卓盤の雜箝料となし。中材は石盤に製すといふ。他國よりも石盤材料は產するなるべし。【紙石盤】近來の製にて紙製を以て石盤に代用するもの。小學生徒に用ゐらる。

セキバムヱ　石版畫。(ヱを見よ)

セキヒツ　石筆。泰西の學術工藝本邦に入るに隨て。其の文房諸具の如きも。彼に仰かさるを得ず。故に石筆の微に至ても。亦舶載の物を用ひたりしが。近時は本邦に於て多く之を製出するを以て。專ら彼に仰かさるに至れり。然れとも其始て本邦に入りたるは。百餘年前にして。當時に在ては。本邦人の之を珍重せしと知るべし。但しもと石筆といふは。黑石脂(黑き粘土)を筆の穗の形ちに削り。管に挿みて墨を用ひずして字を書す。其色少し青みあり。他出するに懷中せしもの。今の鉛筆に似たり。今石盤に用る所の石筆は。白質の石にて箸の如く削りたる物なり。

昔し石筆といひしは。嬉遊笑覧に。石筆。名所和歌物語自序に。こゝかしこ見ありき。名所舊跡を尋とひ。石の筆の禿になり云々。纎山井「石筆か岩根に生るつく〲し。呂保。」洛陽集「石筆や古今に歩む春の客。松扇。」一代男（七）「しはしまてといへはな紙に石筆をはやめ云々。」其砧「杖きらひ普請奉行に撰出され。瓦難」。「折はいたさぬ赤い石筆。冥仲」。石筆は。紅毛より渡るホットロウといふ物也。本草に五色石脂を載。その内。黑石脂は是れに似たりと。本草啓蒙にもいへり。されども黑石脂は。未だわたらざる物なり。貝原氏の大和本草に黑土といふ物を載て。山州山科の東。牛の尾山觀音堂の後に黑き土あり。青色を帶。ねばくして細なり。筆に浸して字を書べし云々。啓蒙云。嵐山。天台山。貴船。幡枝。大原。吉田。澁谷。鷹峯其外諸州にあり。此を砂を去り石筆に造れば。淡青色になると云り。即黑石脂なり。黑石脂一名黑石といふ。品字箋に出たり。懷に收めて筆墨に代用すべし。又市中にて售る石筆に。硯石の粉に蠟を和て。鋌に製るものあり。これにて合子杯などの漆器に書畫をかき。眞鍮のやすり粉をふりかけて拂ひ落せば。書たる處にばかり金の粉つきて。蒔繪したるが如し。その器に水を入るれば。よく光りてみゆ。此手遊いつの頃よりありしか江戸名物かゝみに見えざれば。明和已後の物とはみゆ」といへるが如し。

セキユ　石油。古臭水（クサウヅ）と唱ふ。臭き水の義なり。明治十二三年の頃よりランプの製造盛になり。石油の用年を追ふて漸く鄙僻の地に廣まる。初め石腦油と書し。俗に石炭油と稱せしが。後には石油と云ふに至れり。日本書紀。天智天皇七年に。越國獻二燃土燃水一。是石炭と石油也」。和訓栞云。くさうづ。臭水の義。本草にいふ石腦油也。越後國より燃土燃水を獻る事。天智紀に見えたり。今も此國の名物となれり。其出す所のくさうづの油は。村上の城外黑川村に。方十間餘の池有て。其わたり三丈餘。深さ五丈ばかりもあり。油水上に浮めり。土人かぐまといふ草につけとりて。器に貯ふといふ。大荒戸村。磯明村。水梨村。栃尾村など。皆此油あり。土は地を三尺ほど掘て出す。薪に代るには日乾す。柿崎寺泊の邊。皆然りといへり。美濃國谷汲山。讃岐香川郡安原村にもあり。又類なり。信濃水内郡藥山の產も同し。上野國吾妻郡草津に溫泉あり。此草津も。臭水の義也といへり。蠻藥に土の油あり。また類也。」書紀の集解に云。越後國鯨波柿崎土人。取二池中土一。斫爲二尺許一。用爲レ薪。其引レ火如レ木。又信濃處々。以レ火投レ水。水即燃出。以レ竿擾レ之乃滅。貝原大和本草曰。石腦油出二本草一。是越後所レ出臭水也。臭水生二于田澤之中一。土所レ生油。又曰。山油甚臭。越後處々有レ之。賤民酌レ之用爲二燈油一。又信濃。越前。佐渡。出レ之。阿蘭陀國所レ輸土油。是同種也。外科醫用レ之」とあり。化學工業全書に曰く。我國にて石油なるもの。初めて世に知られしは。天智天皇即位七年越後より。燃ゆる土と。燃ゆる水とを獻せしに始まり。又越後七不思議なるものゝ中に。「くさうず」火井の數へられしに據りて知られ。尙は昔時油井採掘の許可を得んか爲めに。一定の運上を領主に納めたることは。鄉村の歷史に殘留すと云ふ。更に下りて慶長十八年、眞柄仁兵衛なるものは。越後中蒲原郡柄目村に油井を穿ちたることあり。明治五年に至りて。官米國人ライマンを雇聘し。全國の石油地を調査せしめて。鑛脈圖を發刊し。更に數箇處に於て。油井を試掘せしめたり。又明治の初年。遠江榛原郡相良町の近傍大江村に於て石油を發見せしものあり。又後年同郡菅ヶ谷山に於てこれを發見し。次て信濃。羽後に於て其現存の知られしものあり。斯く諸地方に於て石油の發見せらるゝに從ひ。明治七年。二三の有志者當時の貴紳を糾合して。一大石油會社を創起し。米人某を雇ひ。洋式鑿井器械を購ひ。前記各石油地を綜合して。石油業を起さんと欲せしも。計畫宜を得ず。遂に其業を成す能はずして。明治十三年解社せり。然れども此數年間。所謂手掘と稱する簡單なる鑿井法を企畫するものありて。遠江菅ヶ谷山には。明治十三年に當て。已に百餘井を穿ち。又越後國三島郡。刈羽郡。三頸城郡の諸地方に於て。油井を穿ち。多少の出油ありたり。降て明治十六年に至て。越後三島郡尼瀨町の海岸及海面數丁間に於て。石油の浮游するを發見するものありて。盛んに海岸を埋めて油井を穿ち。明治二十二年。同地に日本石油會社なるもの起り。明治二十四年米人某を雇ひ。米國式鑿井器械を設けて。盛に其業を起し。次て數會社の續出するありて。皆手掘井と共に米國式の鑿井法を行へり。又同國古志郡長岡地方には。明治二十二年。北越石油會社なるもの起りて。同郡山本村浦瀨に於て手掘井を試み。爾後年々同地方に蔓延し。明治二十五年に至りて。太平石油會社なるもの起て。同村香津穗に於て數井を穿ち。其事業を進むると共に。他郡に於ても油井の數は續々增加し。遂に越後古志郡。三頸城郡。三蒲原郡。刈羽郡。三島郡等に於ける油井の數は千を以て數ふるに至れり。之と共に石狩。信濃。羽後。遠江等に於ても。漸次油井の數を增し。從て全國の出油額は年々增加し。明治の初年には。數十石なりしもの。明治十年には一萬石となり。二十二年には五萬六千石。二十六年には八萬四千石となり。明治二十七年には十四萬石已上に上りたり云々。

【石油の性質】同書に曰く。我國に產する石油の十種數の比重。色。臭等左の如し。

産地	比重	色臭等
遠江國榛原郡相良村	〇、八〇八	赤褐色
越後國三島郡岩田村	〇、八〇一	濃赤褐色苦扁桃様臭
同　同　尼瀨村	〇、八一八	赤褐色
同　東頸城郡松山村	〇、八二〇	赤褐色
同　中頸城郡菅原村	〇、八二五	赤褐色
同　同　同	〇、八二八	赤褐色
同　西頸城郡上名立村	〇、八三七	赤褐色
同　同　同	〇、八六七	赤褐色
同　古志郡山本村	〇、八七七	黑褐色少しくタール様臭あり
同　同　同	〇、八八〇	同
羽後國南秋田郡泉村	〇、八八六	暗赤褐色
越後國刈羽郡長谷村	〇、九〇〇	暗赤褐色にして稍〻粘質あり
同　同　妙法寺村	〇、九〇二	暗赤褐色にして粘質少なし
陸奥國津輕郡王魚澤	〇、九二〇	暗赤褐色にして少しくタール様臭あり
同　北蒲原郡黑川村	〇、九二七	暗赤褐色にして粘質あり
信濃國上水内郡淺川村	〇、九二七	暗赤褐にしてタール様臭を有し粘質稍〻强し
羽後國南秋田郡濁川村	〇、九三一	黑褐色にして粘質强し
上野國碓氷郡磯部村	〇、九四六	暗赤褐色タール様臭を有し粘質强し
越後國中蒲原郡新津村	〇、九七五	濃黑褐色にして少しくタール様臭を有し粘質甚た强し
渡島國茅部郡森町	〇、九八四	濃黑褐色にして臭氣少なく粘質甚た强し

以上化學工業全書に記す所なり。【石油の製品】發掘したる未製品を原油と云ふ。即ち古の臭水なり。之を蒸溜して得る所の者。第一揮發油。第二燈油。第三輕油。即ち燈油に比して比重の重きもの。之を器械に用ふ。第四殘滓なり。而して殘滓より生するもの。甲。重油即ち燃料に用ふ。乙ペッチ。工場用燃料及び芳香物製造原料となる者なり。猶器械油を製する節。副產物として石蠟を製し得べし。」明治以後遠江。越後。信濃等より產す。然れとも其量充分ならざるを以て。每年米國。露國。ボルチ等より輸入せり。明治十六年二月十五日第六號を以て石油取締規則を達せらる。其條に。明治十四年八月第四十號及同年九月第五十號布告石油取締規則左の通り改定す。石油を分て二種とし閉塞發焰試驗法を用ひ攝氏驗溫器三十度（華氏八十六度）以上の溫度に達せされは發焰せざるものを第一種とし。三十度に達せずして發焰するものを第二種とす。點燈用に供するは第一種の石油に限り。第二種の石油は醫療。製藥。調劑及び物理學。化學。工藝上に於て業用に供するの外之を用ふるを許さず。石油營業者は。鑛業者。精製者。問屋及び小商賣の四類とし。營業者は都て管轄廳（東京府下は警視廳）の許可を受くべし。內務卿の必要とする地方に於て檢査人をして種類を檢査せしめ。檢査濟にあらざれば之を販賣するを許さず。但鑛業者より精製者に販賣するは此限にあらず。檢査濟の石油を家屋內に貯藏するを得るは。第一種の石油五石以內第二種の石油五斗以內とし。容器は溯出の虞なき不燃質物に限る。制限外の石油。竝に檢査未濟の石油を貯藏する場所建物及び精製所の構造方は都て管轄廳の認可を受く。第二種の石油は精製者問屋より直ちに需用者に販賣し。其員數及需用の趣意年月日住所氏名を詳記したる書付を取り置き（一年間保存）。小賣商は第一種の石油に限り販賣するを得。石油を運搬するときは其石油たることを表記し。積卸に必要なる時間の外。物揚場又は路傍に置くべからず。以上揭けたる規則を犯したる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す。」明治二十四年四月二十日。警視[illegible]は警察令第七號を以て。石油精製貯藏場及運搬取締規則を創定す。規則の要は。石油を再製する所を精製場と稱し。石油を藏置する所を貯藏場及び置場と稱し。淺草區谷川筋及び日本堤以北本所深川の二區源森川及び大橫川筋以東を除くの外。石油精製場貯藏及び置場（石油三十ガルロン以下の小賣店置場を除く）を建設せんとする者は。現場の圖面。及び構造の仕樣書。四鄰地の距離。精製場に係るは。其製法を詳記し所轄警察署を經て本廳の免許を受けしむ。其改造變更を要するとき亦同し。構造落成のときは本廳の檢査を請はしめ。檢査證を受けさるものは之を使用することを得す。其毀損して之を修理せしとき亦同じ。檢査證面に異動を生し。或は之を遺失毀損せしときは。上報して改注を請ひ。廢場せしときは之を返納せしむ。免許を得るの後正當の事由なくして。六十日間內に建設に着手せさる者は。其効を失ふものとす。石油零賣店の販賣用に供する容器。及び受滴器は。所轄警察署の檢査を受けしめ。石油を職業用の材料に供するが爲め。本廳の監查證あるもの百ガルロン以上。其他の種類二十ガルロン以上を藏置するときは。本則を遵守せしめ。卸賣店小賣店の置場に藏置する石油の量數卸賣店は。本廳の監查證あるもの千五百ガルロン（百五十箱）以下。其他の種類五百ガルロン（五

十箱)以下。小賣店は本廳の監査證あるもの。百二十ガルロン(十二箱)以下。其他の種類三十ガルロン(三箱)以下に限るへし。揮發油は貯藏場及ひ卸賣店の外藏置することを得す。精製貯藏場及ひ置場に於ては裸火を使用し。或は喫煙することを得す。精製場貯藏場に在ては日沒より日出まて石油を出入することを得す。貯藏若くは運搬に供する石油の容器は。總て金屬に限る。但小賣店に於て販賣用に供するものはカラン付金屬の容器及ひ受滴器を用ひ。揮發油三十ガルロン(三箱)以上を路上に運搬するときは。毛布類を以て之を覆ひ。揮發油と記せる標識を揭けしむ。石油は積卸等に必要なる時間の外。濫りに場外に堆積することを得す。精製場貯藏場の構造は各其制限(略す)を設け。附するに本則を犯す者は三日以上十日以下の拘留。若くは十錢以下の科料に處するの制裁を以てす。而して從來の石油精製場。貯藏場及ひ置場等。本則に牴觸するものは。二十九年四月三十日を期して改修の順序を爲さしむ。

セチ　節。俗におせちと云ふ。(節料理を見よ)。

セチレウリ　節料理といふは。正月三箇日。五節句。八朔等の祝ひ日に調する所の料理なり。其時節の野菜に。胡蘿蔔。牛房。芋などの類。魚類は章陽魚を多く用ひ。五月はかさごなど用ふ。最古朴の風を見るに足れり。今は斯る料理などはなさゞるべし。三省錄に。小笠原故實聞書に。山海の珍味といふは。蕨。梅干。くらげなり。國土の菓子といふは。柹。栗の類也とあり。因云。世俗年中の五節句。あるひはすゝ拂ひ。其外正月三箇日等のおせちと云義ものあり。平日奢れる家にても。この料理にかぎり。多くは芋。にんじん。ごぼうなどの野菜に。田作のなまぐさをもて。祝儀とするなり。是等古風の遺れるものとも云つべし。これにても山海の珍味はそなはれり」といへるが如く。この節料理を調製せし風習なりき。

セチヱ　節會。(エムクワイ。ニヒナメマツリを見よ)

セツキヤウザイモム　說經祭文のこと。聲曲類纂に。說經の事は南家の儒者。實兼の子少納言通憲。通憲の子澄憲。澄憲は。叡山の台徒にして。天台の法文をよくし。儒道をさみせり。說經をなす。又寬元の頃定圓と云者あり。園城寺の徒なり。唱說を善くして又一家をなす。今天下に唱演をなすもの。皆二家に傚へり。痛しき哉。無上正眞の道流。詐僞俳優の技となる事嘆ずべしと。和語連珠集(本文要を摘む。寶永元年梓行)にいへり。今の說經もこれより出て。多く佛道によりて作りしが。次第に鄙陋の文にはなれるなるべし。祭文とは神佛或は故人を祭るに。其の旨をふみに作り。かの祭文師にてかたり。手向しものなり。發語には必ず奉るといふ詞を加へ。錫杖をあしらふにて知るべしと。伊勢名所圖會蟬丸宮の件にいへり」とあり。釜祓ひ又は釜〆と云ふものと同じ根元より出たるなるべし。又一種【でろれん祭文】とて。錫杖と螺の貝を以て淨瑠璃を語るものあり。嬉遊笑覽に。此頃の說經師は。すれは犬の糞說經といふなりと云けるとあり。猶此書にもまた他書にも說經師のとは往々見えたり。枕草子(一)心ゆく物。說經師はかほよき。いとまもらへたるこそ其說との貴さも覺ゆれ。今昔物語(廿八)教圓座主物可笑く云て。人咲はする說經教化をなし云々。說經師とて。一業たつる者の初は。詳かならず。徒然草に。或者子を法師になして。學問して因果の理をも知り。說經などして世わたるたつきともせよといひければ。をしへのまゝ說經師にならんために。先馬に乘ならひけり。輿車もたぬ身の導師に請せられむ時。馬などむかへにおこせたらんに。もしりにて落なんは。心うかるべしといへる事を載たり。これらは專ら說經を業とするものなり。諸抄共に注釋なきはいかにぞや。是もとうたひものにあらず。うたひものとなりぬるは。和讃より起れり。志保之理に。諸の講式より和讃は起りて。後世極樂院の鉢扣が和讃。變じて說經といふうたひものに落。丹波金やき地藏。善光寺。かるやき堂の故事本緣など俗傳を作り。淨るりとなりし(此間にお通が事をいひて)。矢作寺藥師の本緣を作りし以來。戰場の樣。佛神の靈を。さまぐ年を追て

作りし。近世の如きは。ひたすらたはれて。よしなし事を作りて。昔のすがたなく。中ごろの體に異なり。況や佛法は跡なくなりしといへり」と見ゆ。また同書に。説經世にすたれて。久しくなりしも。山伏の祭文かたり。これを傳てありしが。寛政中小松大けう。みのわ大けうとて。二人の山伏同名にて。よくこれをかたれり。故にその出處住所を冠らせ呼で分てり。それらに次て俗人にて語るもの。江戸の端々にひとりふたり。すべて五六輩にすぎず。もとよりなぐさみにして。職業にあらず。それ故師弟と云ともなく。只兄弟ぶんなど云ふが如し。なりものは錫杖と。さゝやかなるほら貝にて合するなり。これを弄ぶもの。無賴の風俗にて。大廣袖。ほそ帶。新しき手拭をみえとなす。只江戸のはしぐ〵に行はれし故。近在田舍に。庚申十夜などにはゝまれがるれば。江戸中五六人のものども伴ひ合せて。行てかたるとにてありし」と記るせり。

さて【門説經】は説經祭文より一派別れたるものにて。音曲に合せて唱ふるものなり。聲曲類纂に。小弓引。伊勢會の山より出る。此所の節一と風あり。物もらひに種なきとは雖ども。小弓引偏木摺はわきて下品の一屬なりといへり(畫中に三人羽織を着し。一刀を帶し。編笠をかぶり。家の前に立て三味せん胡弓を引。さゝらをするところを畫けり。河東の節付にも川ひたり)」とあり。寛政中米千といふ者三絃に合せて。謠ひ初しといふ。嬉遊笑覽に。本所四ッ目に。米屋にて何と云ひしか。米千と呼ぶものこれをこのみかたりしが。鄰家盲あんまとり。之が語るをきゝて三絃に合ふべしと工夫して。これを合てかたる。そのころいまだ人集するよせと呼處なかりし故。水茶屋の二階などかりてかたりける。初めは他の者ども。此ごろ米千が三線に合せてかたると云。をろがましきことゝなり。逢なば。なぶりてくれんなど。そしり合へりしが。それらも中にはめづらしく思ひて。其ふし學ぶ者もやう〳〵出來たり。錫杖にて語りしは。ゆすり數多く定まらざりしを。三線にて定まりきまりよくなれり。盲人は京屋五鶴と名のり。米千は若太夫となりぬ。又久米といへる座頭。京屋が弟子となり。よくひきたり。若太夫門人あまた出來ぬ。島太夫。千賀太夫。音羽太夫。榮喜太夫。染太夫等なり。島太夫は松島町に住で堺町芝居へ立入者なりしかば。若太夫をすゝめ薩摩座の名題を以て説經芝居を興行せしは。享和の頃の事なりき。若太夫は文化八年歿す。今の若太夫は千賀太夫なり。是に依て今にさつま某太夫といふもをかし。【門談議】訓蒙圖彙に。法師の柄長き傘を開きて擔げたるなり。注に片言まじりの法文一から十不淨の説法なり。うけ難き法師の身となり。法によつて

地獄に落ろは。さてもあさましき境界かな(右にいへる門說經。そのかみとはいたくかはれろものなり)。本朝文鑑(渡吾仲)凉賦に辻談義あり。放下師あり。歌祭文には女中をなかしむ云々。寶永五年板本。入子枕。おそめ久松情死の條。其頃荻野八重桐が初狂言に仕くみ。世にあはれを追善の歌祭文に「年は二八のほそ眉ときくも。思ひの種油」云々。また娘容儀に「瓦橋とや油やのひとり娘のおそめとて」云々。開帳ばの歌さいもん。松落葉。加賀掾上るり。四條川原凉八景。「神はうけずの色祭文。拂ひきよめ奉ろ。色のさかりはあづまなる。八百屋のむすめお七こそ。戀ぢのやみのくらがりに。よしなき事をし出して」云々。これらを合してみれば。說經またく三くさに分れたり」とあり。なほ委しくは歌念佛。歌祭文。淨瑠璃等の條を見て參考すべし。

セツク　節句。古くは節供と書けり。季節に當ろの日。供膳を備へたろより起れる名なるべし。後世五節句と云ふは正月七日。三月三日。五月五日。七月七日。九月九日を五節句と云ふ。正月は若菜の節句と云ひ。一般の祝日にて。三月は桃の節句と稱し。女子の祝日とし。前年四月以後に生れたる女兒ある時は。分けて立派に祝ふ風あり。五月は菖蒲の節句にて。初生の男子ある家など殊に幟を立派に調製す。初幟。初雛には親族知人より雛。幟の寄贈もあれど。然らさる家にては左までに準備をなさす。七月は七夕祭にて。九月は菊の節句にて朝廷。柳營には式あるべけれども。平人には何事もなし。德川氏にては。八月朔日をも五節句同樣の式日とせり。維新以後五節句を廢し。大祭祝日を定めたり。【節振舞】歲時記栞草に云。節小袖。夕節。朝節。紀事に。京師の俗。元日より晦日に至る迄。親戚。朋友互に酒食を設け饗應す。是を節と云。節とは節供の下略にや。節小袖も准て知べし。朝夕は饗應の時刻を云。云々。各其の條下に詳說す。猶エムクヮイ。がなと參看すべし。

セツケウ　說教は。神官。僧侶の聽衆を集めて教義を演說するを云ふ。古へ神道に此事なし。佛法には宗教により談議。法談(法華宗)。說法(眞宗)と云ふ。別に說經と云ふ名目あり。是は祭文節の一種なり。明治五年。教部省第三號達を以て。教導職說教執行に付衆庶聽聞すへき旨を令す。六年一月。同省達を以て。法談。說法の名を廢し。凡て說教と唱へしむ。教部省乙第二十一號達を以て。教導職試補以上に非れば。說教するを許さす。明治二十二年五月。警視廳は訓令甲第三十二號を以て神佛教會說教所取締心得を定む。東京府廳の許可を受けすして開設する神佛教會。說教所は速に閉鎖せしめ。祠宇。寺院。佛堂に非る教會。說教所にして。常に神床。佛壇を設くるものあらば。直ちに撤去せしめ。又祠宇。佛堂に摸擬する裝飾を爲し。衆庶の參拜を招誘する等の所爲ある時は。之を停止し。其私有地に在て自祀する堂宇と雖。許可を得さるものは又同一處分せしめ。教會。說教所にして祭典。法用を爲し。又神佛の符札を製して之を配付し。或は種々の名義を以て勸財を爲し。或は禁厭。祈禱を爲し。若くは誣說。妄語を傳播し人を誑惑する者。及教導職の葬自宅に信徒を集め說教を爲し。教會說教所に類する所爲ある等は。總て之を停止せしめ。其法律規則に正條あるものは尙相當に處分せしむ。同二十九年四月。同廳訓令甲第十二號を以て。天理教會は。信徒を一堂に集め。男女混淆風俗を紊り。神水。神符を附與して醫藥を廢せしめ。又寄附を強ろに付取締をなさしむ。

セツシヤウ　攝政は。天皇の不在又は事故ありて親ら政を視る能はざる時。之に代て政を攝する官を云ふ。上古は皇族に限て之に任じたり。仲哀天皇の崩後。神功皇后攝政し。推古の朝聖德太子の攝政したるなど。最初の例なり。藤原氏の盛なる時。皇后。女御多く同氏より出たれば。攝政多く母后の父之に任す。仍て遂に藤氏の專任の如くなり。五攝家と云ふ家柄さへ定められたり。職原抄に云く。攝政。藤氏の長者第一の人是に補す。攝政に二の儀あり。昔堯の舜に世の政を攝行せさせられ。舜の禹に又政を攝行せさせられしは。皆國家を讓らんための先試の攝政也。本朝にも欽明天皇の時。聖德太子の攝政せられし此儀也。一には天子おさなくわたらせ給ふ時。政を預て攝行する也。成王のおさなかりし時。周公旦叔父にて政を攝行せられしはしめ也。我朝には忠仁公淸和天皇の外祖にて。貞觀に周公旦の例に任て天下の政を攝政すへきよし。詔を下されし也。攝政は座を天子にひとしくならべて。天下の政を成敗する。されは天子にひとしくする職也」とあり。故に殿下と呼ぶなり(關白の條參看)。天皇十五歲まで攝政を置き。十六歲になれば。關白と改むると當時の例なりしが如し。明治以後關白を廢したり。攝政は皇室典範に。天皇幼冲なるか。又は身體。精神等久しきに亘る故障ありて大政を親らし能はさる時。皇族に限り。天皇に最近親の皇族之に任することゝなり。上古の例に復したり。

【攝家】とは。近衞。九條。二條。一條。鷹司の五家にして。之を五攝家といふ。其官攝政關白を先途とす。而して天子幼冲若しくば女帝なる時には。攝家之に代りて大政を攝せしなり。又淸華は九家(下に見ゆれば玆に載せず)にして。太政大臣を先途とす。これ攝家に亞くもの也。和漢三才圖會云。攝家(五家。近衞。九條。二條。一條。鷹司謂㆓之五攝家㆒。其是藤原姓以㆓攝政關白㆒爲㆓先途㆒。如㆓女帝。幼帝㆒代㆓攝天下政㆒之

家系也。近衞殿(六條院御字)攝政關白忠通公長男基實爲レ祖。九條殿。同忠通公九男兼實(號二法性寺殿一又名二月輪殿一)爲レ祖。二條殿。兼實公孫名二道家一。其長男教實爲二九條殿家督一。二男良實爲二二條殿之祖一(後嵯峨院仁治三年)。一條殿。道家公三男實經(後深草院寛元四年攝政)爲レ祖(此時九條殿分爲二三家一)。鷹司殿。近衞基實公孫名二家實一。其長男兼經爲二近衞殿家督一。二男兼平(後深草院建長四年爲二攝政一)爲二鷹司殿祖一(此時近衞殿分爲二二家一)。又【清華】のこと。同書に云。清華(九家初七家近世加二廣幡。醍醐一。俗曰華族)。轉法輪三條。西園寺。德大寺。華山院。大炊御門。久我。今出川(一名菊亭)。廣幡。醍醐。至二三公及太政大臣一。但不レ能レ兼二攝政關白一。蓋太政大臣四箇大事傳授相承。萬機政道以爲二師範一。如無下當二其器一人上則闕レ之。故稱二則闕之官一。轉法輪三條。閑院大臣公季五世孫公實(崇德。後白河兩帝外祖也)長男實行爲レ祖(善レ笛家)。西園寺。公實二男通季爲レ祖(善二琵琶一家)。德大寺。公實三男實能爲レ祖(善レ笛家)。兄弟三人爲二華族三家之祖一。謂二之閑院家一。華山院。左大臣家忠爲レ祖(善レ笙家)。大炊御門。家忠弟經實爲レ祖(善二笛及和琴一家)。兄弟二人爲二華族二家之祖一。久我。村上天皇孫師房(具平親王之子)改賜二源姓一(號二村上源氏一)。其孫太政大臣雅實爲二久我祖一(善レ笛家)。今出川。西園寺之末今出川大臣兼季爲レ祖。常愛レ菊多植二于庭園一。呼稱二菊庭殿一。今爲二菊亭一(善二琵琶一家)。廣幡。正親町院孫智仁親王二男忠幸卿賜二源姓一。是廣幡之祖也。醍醐。一條攝政兼道公二男大納言冬基。是爲二醍醐之祖一也」といへり。貞丈雜記云。清華と云は攝家に次きて能き家也。華族とも云。太政大臣になる家也。大臣家と云は大臣になる家也。されども大將を兼る事はならず。【羽林家】と云は。初中將。少將になりて。大。中納言參議になる家也。【名家】と云は。儒學の家にて辨官。藏人頭に至る家也。【諸大夫家】と云は。輕き家にて四位。五位を極位とする家也。器量によりて大。中納言迄にも至れ共。本地下の家筋也。」扨又明治史要に慶應三年十二月九日。特旨を以て攝政關白(中略)內覽勅問。攝籙門流を廢し。新に總裁。議定。參與の三職を置く」と見えたり。爾後攝家。清華の稱を廢し。一般に華族と稱せり。

セツタ　雪踏。(ザウリを見よ)

セツタイ　攝待は。往來の人に。自由に水また茶等を飲ましむるを云。もと佛徒のなせし布施の一にて佛祖統記に。施以二湯茗一無レ問二道俗一。結レ屋數楹剏爲二攝待一。と見えたる是なり。また門茶などゝもいふ。今暑炎のころ。門前に冷水を置き。或は枇杷葉湯などを出して。行人の飲むにまかす。これ則攝待なり。謠曲に攝待といへるも此ことなり。

セツタウ　竊盜。(タウゾクを見よ)

セツツ　攝津は。畿內五箇國の一なり。玉かつまに。津國を攝津といふは。もと國の名にはあらず。難波津をつかさどれる官名なり。難波は。古京師に准へて。京職と同じく。攝津職をおかれたる。これむねと難波によれる官にして。津國の事をも兼掌れり。職員令に攝津職帶二津國一とあるをもて心得べし。そのかみ國のことをも攝津國と書る。これも攝津職の掌る國といふ意也。さて攝字は難波と津國とを攝て掌るよし也。靜謐の意ぞなどいふにあらず。かくて延曆十三年停レ職爲レ國とありて。それより其官諸國司の列となれり。然れども字はなほもとのまゝに攝津とかゝれたる故に。後の人皆これをもとより國名と思ふめり。さて文には攝津と書ながら。職にて有しほども。口によぶ詞には。たゞ津のつかさとぞいひけむ。さらではよぶべきやうなし。國の列になりてはさらなり。然るを俗にせツつとしもよむは言ふにたらぬひがことなり。今の世にも津の國といひ。攝津守などをも津のかみとよむぞ正しかりける。むかし女房の名にも。攝津といひし有て。撰集などにも出たり。これもたゞ津とこそはよびつらめ。續世繼につのごとぞあるこは。伊勢のごなどいふご也」といへるが如く。もと津といひしなり。日本史職官志に。【攝津職】即上世津守連世職。掌二難波津事一(姓氏錄)。天武帝時。置二攝津職大夫一。兼二帶國事一。大寶修レ令。亦從二其制一(日本書紀。令義解)。大夫一人正五位上。掌下凡國中祠社戶口簿帳。字二養百姓一。勸二課農桑一。糺二察所部一。貢二擧孝義一。田宅良賤訴訟。市廛度量輕重。倉廩租調雜徭。兵士器仗。道橋津濟過所。上下公使郵驛傳馬。闌遺雜物。檢二校舟具一。及寺院僧尼名籍事上。亮一人從五位下。大進一人從六位下。少進二人正七位上。大屬一人正八位上。少屬二人從八位上。史生三人。使部三十人。直丁二人(令義解)。難波又曰二津國一。仁德孝德所レ奠レ都。歷代行宮在焉。故朝廷置二是職一。列爲二京官一。以別二于諸國一。桓武帝延曆十二年。廢二難波大宮一。改レ職爲レ國。仍曰二攝津一。竟與二諸國一齊矣(參二取日本書紀。令集解。日本紀略。類聚三代格一。和名抄作二十三年一誤)。以上津職の事明なり。その地形沿革は。兵要地誌云。【攝津國】は畿內の西にあり。廣袤東西凡十二里。南北凡九里。之を劃して十二郡とす。河邊郡中央にあつて。最廣く。豐島。島下。島上の三郡。其東に相次き。能勢郡は北に位して。北丹波に接し。西成郡は南を占めて。西南は海に濱す。其東に東成郡あり。最小。東方河內と相隣し。南住吉郡に連る。河邊郡の西南に相列する三郡を武庫。菟原。八部と云ふ。皆其南邊は海に濱し。俱に北

有馬郡に連る。八部郡稍大なり。西播磨と接壌す。全國の形勢。南地窄く。北地寛く。群峰西北に連て。山路險隘多く。平野東南に開て。道垣に民富み。河水其中を貫流し。海灣其外を抱擁す。阪府海陸の衝に當て。百貨輻湊。實に中州の樞紐たり。氣候極暑凡九十度。極寒凡四十度。物産の主なる者。鑛物は銀。銅。鉛。御影石。丹。動物は牛。鯛。魴。鱧。牡蠣。鼈。植物は天王寺蕪。天滿蘿蔔。煙草。胡蘿蔔。葱。茶。蜜柑。柿。松茸。製造物は木綿。眞田織。段通織。陶器。線香。煙管。池田炭。漆。水晶紙。油紙類。竹細工。鯨細工。筆。墨。紙。製造食物は酒。燒酎。味醂。酢。醤油。」本國。古浪速國と稱し。尋て單に津國と云ふ云々。後世源滿仲。多田(河邊郡)に居る。其子孫を攝津源氏と稱す。治承中。平清盛都を福原(今兵庫)に遷し。數月にして舊京に復す。其後。平氏安德帝を挾みて四國に走り。遂に海を渡て一ノ谷に據る。源軍東西より之れを攻む。義經又其背を襲ふ。平氏大に敗れ。將帥多く死す。鎌府の建つ。大内惟義を以て守護に任す。後醍醐帝の初。楠正成賊兵を天王寺に破る。建武中興。正成功を以て。本國の守護を兼ぬ。足利尊氏闕を犯し。軍敗れて西に走る。新田義貞。楠正成等追擊して之を豐島に破る。尊氏九州に奔り。又兵を擧て。海陸竝び侵す。正成之を湊川に防きて。戰死し。義貞和田岬に戰ひ。亦敗れて京に還る。後北畠顯家。高師直と。安倍野に戰て。之に死す。尊氏佐々木秀詮を守護とし。應安中。管領細川賴之。之に代り。終に其管國となり。其臣藥師寺某を守護代たらしむ。賴之より六傳して。政元に至る。其義子高國。澄元互に相鬩き。池田。伊丹諸族競ひ起り。或は澄元に屬し。或は高國に應し。闔國分裂。戰爭止ます。永正五年。高國終に本國を取り。尼崎城に居る。享祿四年。高國。澄元か子晴元と天王寺に戰て敗死し。地皆晴元に歸す。天文の末三好長慶。高國か義子氏綱を奉して。國境を侵略し。終に晴元を逐ふて全國を奪ひ。同族をして芥川城に居り。之を守らしむ。永祿中。織田信長大擧し本國に徇ふ。池田勝政降り。三好康長等。野田。福島に。僧光佐石山城に據り。倶に織田氏に抗す。信長之を攻めて利あらす。尋て地を分て伊丹親興。池田勝政。和田惟政に畀ふ。元龜の末。惟政を誅し。勝政を逐ひ。荒木村重を以て守護に任す。天正六年。村重叛し。伊丹城に據る。後城を棄て出亡す。信長地を以て池田信輝に畀ふ。豐臣秀吉天下を定むるに及ひ。信輝を轉封し。大に石山に城く。之を大阪城とす。秀賴に至り。德川氏と隙を生す。東軍大擧。之を圍み數寨を拔く。因て共に成ぐ。之を冬の役と云ふ。明年大阪再ひ兵を聚む。東軍又之を圍み。城遂に陷り。豐臣氏亡ふ。之を夏の役と云ふ。德川氏其故城を修し。松平忠明に畀ふ。元和八年。忠明を移封し。更に内藤信政を以て城代とし。戍士及步騎卒を置き。攝。河。泉。播四國の政刑を統しむ。後奉行を兵庫に置く。又封を得る者。尼崎(松平忠喬)。高槻(永井直清)。三田(九鬼久隆)。麻田(青木一重)凡て四藩。天保中。町與力大鹽平八郎亂を起し。兵を率ゐて市廳に逼る。城代加番の兵迎へ戰ふ。賊兵敗る。大鹽出奔し後遂に自双す。慶應元年。將軍家茂毛利氏を討する時。大軍を率ゐて大阪城に在り。軍半にして城中に薨す。大軍東に還る。將軍慶喜に至り。職を解き大阪に退き。尋て兵を遣し。京師に入んとす。官軍拒戰。東兵敗走。王政革新。大阪を以て府となし。又兵庫縣を置き。本國を分治す。軍管は大阪鎭臺設置以後。本國一圓。第四軍管大阪鎭臺。第八師管の管内にあり。十七年一月。軍管疆域の改正あり。更に全國を分割し。四區(東。西。南。北)及二郡(東成。住吉)を同臺第七師管に。一區(神戸區)及十郡(西成。島下。島上。豐島。能勢。河邊。有馬。武庫。菟原。八部)を第八師管に隸す」といふ。又明治二十九年三月。法律第三十九號を以て。武庫。菟原。八部三郡を廢して武庫郡を置き。川邊郡の一部高平村を有馬郡に編入せり。

セップク　切腹。德川氏時代に切腹とて。士以上の閏刑となす。然れども切腹の字。語をなさず。屠腹。自裁などこそ云べけれ。今切腹の事。彼此の書を引て證すべし。貞丈雜記云。【切腹の事】日本紀以下の國史に。自殺したる人の見えたるは。皆自縊れて死し(くびをくゝる也)。或は家に火を放て。燒死せし事はあれども。腹を切る事見えず。上古には切腹なし。保元物語に。爲朝二十八にて。家の中柱にうしろをあてゝ。腹かき切りたれども死なれず。うしろの骨をふつと切てぞふしたりけると見えたり。此の頃より武士勇氣を人に見すべきが爲めに。腹を切る事始まりしなるべし。君命にて。臣に切腹せしむる事は。又はるかの後近代始りし事歟。」【切腹の式法】さて切腹は武夫死を致すの一の故實となりぬ。其作法は。軍用記に云く。生害すべき人をば。敷皮に置べし。敷皮の敷やう。常にかわるなり。くしがみを前にして。白毛をうしろになして。うしろを上へなし。毛の方(常には毛の方を上へなす也)を下へなして敷也。又平地に居て腹切時分。白毛をは右か後へなして敷べし。敷皮なくば引敷(敷皮の如くにてこしに付もの也)を敷也。其時は緒の付たる方を前(常にうしろになすなり)になし。毛さきを後になし引べし。引敷は(常には下へなすなり)毛の方を上へなし敷べし。引皮も。引敷も敷やう常とはおもてうらにする也。人に腹切らする時の肴の事(常には盃より前に肴か出也)盃より後に肴を出す也。ふちを取放したる折敷に。かわらけ二つ重ねて出し。次におなじ折敷に香

の物三切(身されといふ心なり)すへて出す。折敷はいづれも木目を竪(ゑびすぜんといふ物なり)にしてすゆべし。おひしらひの侍はふち有る折敷の木目を横にして、香の物一切(人きれといふ心也)すゆべし。はら切人に酒をはしめさせて。おひしらひの侍一つのみて、思ひ返しに、切手へさす。切手のみ終らざる内に。おひしらひの侍は立べし。銚子より酒出す事、切腹人にはてう〳〵に二度つゝ二盃にて。四度也。おひしらひの侍竝切手には、三度つゝ酒を入べし。是は盃は一つ也。銚子の持樣。切腹人に酒のませる時は。左酌に取べし。おひしらひの侍切手などにのまする時は。常のごとく持かへて酌をする也。」首に酒のませる時と。成敗人に酒をのまする時は。肴は昆布のをび一切と。鹽と篠の葉をかひ敷にして。ふちなしの折敷にすへ。盃より後に出べし。盃二つ前のごとし。二獻のまする也。銚子等の事前の如し。」右のことくの儀式なる故、ふちなしの折敷、又折敷の板目竪にすゆる事。肴より前に盃出す事。香の物三切盛事、こんぶの帶くふ事、又こんぶ一切肴に組事。酒を盃に二度つゝ入る事。二獻呑事。思ひ返しにさかづきさす事。左酌の事。鹽を肴にする事。篠の葉かい敷にする事等。常には甚忌事なり。思ひ返しの盃とは。一盃のみて。その盃を下におきて、やがておもひ返して、其盃を人にさすをいふなり。常に人にさす時は、一盃のみて直にさすべし。下に置すこし間ありて、其盃そのまゝさすへからず。いむ事也。盃二つ重てすゆるも忌む事也。さかづきをうつむきにおくも忌事なり。」寛正の頃(貞丈曰。寛正の頃とはあやまり也。明徳三年也。楠正元四人となりて誅せられしなり)。楠南方より四人にて上洛せし時。切腹せしむる時の儀式。前の如く。昆布。鹽の肴にてさけのませたり。昔の例を引ての儀なり。首の切手は。其時の所司代多賀豐後守なり。かちんのうらうちに大口を着し。梨子打ゑぼしに鉢卷を着す。太刀はいか物づくり也。甲士三百人にて警固有之と云々。」以上軍用記に見えたり。また武學拾粹云。切腹人竝介錯檢使作法之事。切腹は。古は寺院にて。夜陰に及び。切腹させし事なるが。近代は。預人の庭上か。座敷にて有事也。古法は。切腹人に行水させ髮を結。其結樣右より櫛を取始め。右左下上と四櫛遣ひ。左り卷に四つ卷て。髻を下の方へ逆に折曲げ。無紋水色の麻上下の襟を外襟にしたるを着する也。切腹の場は。上蓆は六間四方。中蓆は貳間四方に虎落を結。南北に二つ口を明る。南を修行門。北を涅槃門と云。白縁の疊を二疊。撞木に敷。竪の疊に白絹六尺四幅にし。四隅に四天を附。是を敷疊の前に女竹を白絹にて卷。高八尺横六尺に華表の如く立。四方に四幅の幕を張也。切腹人涅槃門より入り。疊の竪の白絹の上に北に向ひ坐す。介錯人は修行門より入り。横の疊の左の方に坐す。此時給仕人盃を持出る(古傳に。竪疊の兩脇に燈を二つ立。竹六尺を白絹にて卷。上に土器を置き。蠟燭を點し。又其傍に六尺の旗を立。其旗を直に葬場に用ゆと云)。其式法は。供饗足附の合せ目を放し。土器二ッ組。上は土器。下は塗盃也。肴は香物か昆布を供饗へ。三切截て出し、箸を逆に置。銚子は片口の銚子也。切人上の土器へ一つ請て。梵天に供すと云。地上に翻し。次に盃に請て飲む。以上二獻也。盃終り肴を引。終りて腹切刀を持出る。腹切刀は八九寸の短刀把を拔。布か紙にてクル〳〵と逆に二十八卷て。切先五六分出す。若柄ある時は。目釘を拔べし。供饗の切目の縁を放し。刀の刃を切人の方へ向け切先を右にし。切人の膝より壹尺程隔て居置也。以上給仕人何れも麻上下無腰也。其時檢使へ默禮し。右より肌をぬぎ左をぬぎ終り。左にて刀を取右の手を取添押戴き。切先を左へ向直し右の手に持替。左の手にて三度腹を押按。臍の上壹寸許の上通りに。左より右へ刀を突立(或流には。臍の下通りか宜し。深さ三分か五分に過べからず。夫より深きは。刀廻り難き者也と云)。其刀を引廻す處を介錯人首を打落す。其樣子を見と直に檢使は立也。其時白張の屛風を引廻し。柄杓の柄の方を胴へ突込。先の方へ首を繼合せ。下に敷たる白絹にて死骸を包み。棺に入取仕まふ也(以上古法)。近世は簡約を旨とし、切腹人髮結終り上下を着すると。其儘湯漬飯抔持出し仕舞が多し。旗。燭臺。幕を用ひす。疊二疊白絹は敷物。白張の屛風計にて。事濟たるを多く聞及へり。昔檢使切人と盃事あり。又相伴人と號し。別人有て盃を遣す事も有し也。其肴組は。供饗に。肴物か昆布一切を角折敷に載せ。箸取添て出す時。切人へ會釋し。一獻うけて飲干、切人へさし。其盃へ酒を請るを見すに立也。檢使は切腹人の向ふ少筋違て。刀を側に引つけ。間三間許隔て座につくへし。申渡す事あらば隨分爽に述へし。事長なる文言を餘り大音に云出せば跡つゝかす。臆して聞へ。始終小音にても猶便宜しからす。能程に勘辨すへし。演說終らは介錯人に目擊し。早く斬らする樣に致すへし。介錯人不案內なれば。檢使の指揮を待。後れになり切損する事ありと云。介錯人首を打落すを見は。其儘刀を取左の足を踏出し左へ廻り立へし。介錯人は切人に續いて修行門より入り。横手の疊の左の方に着座し。刀を左の手に握り扣ゑへし。腹切刀を出すへき頃。つと立て切人の後へつめ。腹切刀を居置を相圖に拔放し。鞘を下に置。右の足を踏込切樣につめ居るへし。扨て【首を切に三つの規矩】あり。腹切刀を戴く時一つ也。左の腹を見る時二つ也。腹へ突き立る時三つ也。此三つの規矩を逃せは切惡き者と云傳ふ。切終らば刀を拭ひ鞘

へ納め。檢使の退を待て修行門より退くへし（古傳に云。腹切刀を壹尺許隔て差置事習也。其故は壹尺許向ふにあれは。否とも手を延し及はれは取れぬ者故。及へは首も共に延て此處至て切よしと云）。又介錯は懇意か。名さして賴みあらは格別。一通にて云付られは成丈固辭すへし。能切て手柄に非ず。切損すれは恥辱なる故也。何程介錯し馴たる人迚も。切人の臆したるは得て切損する者也。但近代は切人達て望乞に非れは。腹切する事なく早く切事也。延寶の頃より流例たり。士の臆して切損し。恥辱なき爲の仁惠なるへし。禮家にては。貴人高位の介錯は白衣を着し。刀の柄を白絹にて卷出ると云。右本式也。時宜に應し省略あり。座敷の上なれは白幕を張らす。白張の屛風を逆に立る抔と云。」右の外武邊の書には彼此見えたれと。爰に畧す。扨德川幕府の時。切腹の刑は枚擧に遑あらざれども。今所見の一二を左に擧く。或日記に。寬文四年三月二十六日（己丑雨）。水野十郞左衞門不作法之由。達上聞。被宥死罪一等。松平阿波守へ御預け之旨 於評定所兼松下總守。北條安房守。安藤市郞兵衞列座。阿波守家來へ相渡す。二十七日（庚寅晴）水野十郞左衞門。昨日松平阿波守へ御預被仰付之處。重々不作法之儀瑣碎に被爲聞今日切腹被仰付。爲檢使瀧川長門守。兼松下總守。稻垣淸右衞門。土岐縫殿。御徒目附神谷淸太夫。池田忠兵衞。被遣之。竝十郞左衞門弟又八郞。同母松平阿波守へ御預け之旨被仰渡之。同二十八日（辛卯陰暗）。水野十郞左衞門二歲之男子。今日松平阿波守下屋敷にて令切害。爲檢使小出甚左衞門被遣。娘壹人阿波守へ御預け」又大橋長左衞門事。寬文十年十月晦日。今日。去二十六日於殿中大橋長左衞門。水野猪兵衞口論仕候に付て。猪兵衞儀切腹被仰付。爲檢使土岐十左衞門。被仰付之。長左衞門儀は御構無之旨被仰出候。右御徒御番所日帳に出づ。又云或日記に云。十月晦日。去二十六日。御右筆大橋長左衞門。貳百俵水野伊兵衞事於御右筆部屋に令口論。長左衞門を伊兵衞以扇子打之。同席に同役杉浦半左衞門。小島久左衞門有合。雙方相隔之。此時伊兵衞援脇指。兩人宥之。無別條。右御旨御目附彥坂伊兵衞。市岡五左衞門。小出甚左衞門承之。皆松平因幡守其段僉議之上。言上之處。伊兵衞儀於殿中不屆之仕合に付て。今日切腹被仰付之。土岐十左衞門。御歩行目附小山太郞左衞門。庵原與右衞門被遣之。大橋長左衞門儀は御構無之候。」又羽山庄太夫事。貞享五辰年（即元祿元辰年也。十月六日改元）八月六日今日。去四日之夜。土屋主稅組御歩行中谷藤右衞門を。於同組羽山三太夫宅切殺申候に付。三太夫儀今日切腹被仰付候。同組御歩行拾貳人追放被仰付。」畔柳武太夫。小笠原喜兵衞。河合十右衞門。尾形小左衞門。岸間市郞兵衞。高木彌三左衞門。山上彌左衞門。村松五郞太夫。松井惣兵衞。熊谷安左衞門。藤澤權右衞門。岡島淸左衞門。右之通於御城今日主稅へ被仰渡候。主稅御番遠慮之儀但馬守殿へ被願候處に。不及遠慮候由被仰渡候。右之趣內藏丞被致封廻狀候。右一條御徒番所日記より抄出す。土屋主稅組屋敷は牛込中御徒町也。御徒羽山庄太夫宅は。組やしき東之方より西十三軒目北側の宅也。」湯原氏日記。元祿元辰年八月七日の下に。御歩行頭土屋主稅事。秋元但馬守宅へ召寄。去る頃組之者喧嘩に付御仕置之書付被相渡之。土屋主稅組中谷藤右衞門。羽山源八郞。去る四日之夜三太夫宅へ藤右衞門竝傍輩とも招之申分仕。藤右衞門を三太夫切殺。三太夫も少手負申候。依之三太夫儀は自分宅にて切腹被申付候由。則爲檢使御徒目附西鄕淸左衞門。同組（、、、名同前。略）。右十二人喧嘩之席に有合候に付。御扶持被召放。江戶十里四方御構被仰付之。」此の起りは絲組之出入に付。口論之由。其譯不分明也（以上一話一言）。

セツブム　節分は。立春の前夜なり。古代は大內にても。それ〴〵の御式あり。隨て世上其風に倣へり。節分の夜戶外に柊の枝。豆がら。赤鰯の頭をさし。屋內に炒豆を撒き「鬼は外福は內」と呼びて。陰惡の氣を驅り。靑陽をむかふる之れを【儺】（おにやらひ）と云。此事の物に見えたるは。土佐日記（紀貫之延長八年土佐守の任に赴き。承平四年十二月歸京の時の紀行なり）に。元日云々九重のかどのしりくめ繩。なよしのかしら。ひゝら木ら。いうにこそいひあへる」とあり。また江家次第裏書に。儺を行ふ晦日に前だつ二日といひ。公事根源に。大舍人寮鬼を勤め。陰陽師祭文をもて。南殿の邊に着て。これを讀む。上卿以下これを追ふ。殿上人御殿の方に立。桃の弓。蘆の矢にて。これを射るといひ。日次紀事に。年內節分あり。則ち其夜禁裏熬豆を。殿中に撒れて。疫鬼を逐ふ。春に在も亦然り。今夜大豆を撒くを。拍と謂ふ云々。同夜家々門戶窓櫺に。鰯魚の首竝に狗骨の條を挿す。傳云。此二物疫鬼の畏る所也。又大豆を家內に撒る。是を豆打と謂ひ。或ひは豆を拍と謂ふ。凡そ一家の內事を執る者之れを勤む。是を歲男と稱す。高聲に鬼は外福は內と呼びて。疫を禳ひ。福を索む。其後合家各〻大豆を熬て食ふ。則ち已が歲の數を用ふ。此外人々大豆を以て。紀年の數と。孔方兄數枚とに配し。白紙を以て之れを包み。自ら遍體を摩り。即ち是れを街頭疫拂に授く。疫拂之れを受けて。高聲に疫を逐ふ詞を唱へて之れを視すと見え。臥雲日件錄に。文安元年十二月二十二日。明日立春。故に昏景に及び。室每に熬豆を散ず。因つて鬼外福內の四字を唱ふ。蓋し此方に驅儺の樣也。また元長記に。文龜四年正月十一日云々節分也。大豆を打。祝着に候儀。例年の如し。

セツフ

など諸書に見ゆるを以て考ふれば。上下一般の行事となりしも最ふるきことといふべし。又右疫拂通常厄拂と書く。各々己の年の數ほど追儺に用ふる炒豆を計へ。其の上に一粒を加へ。之を紙に包み。別に備へおき。豆まき了て後。來合せし厄拂を擇みて。之を與へ。別に錢を與へて。祝歌を唱へしむる也。厄拂の祝歌の目出度く且唱ひ方巧なる者を擇みて拂はしむ。厄拂は豆藏などの其日限り出るものにて。一定の服裝なし。因に云。節分の日。世俗の行事。何くれと有る中に。杠谷樹の枝を門に挿み。魚の頭を添るは。土佐日記にもみえて最も舊き風也（但し日記には。正月元日の事とし。今世に用る鰯の頭を鯔とす）。惡鬼を逐ふ事は。【除夜の追儺】の。朝儀の民間に移れる者なから。炒豆を屋中に撒するは。四五百年以還の俗にて。其より古き物に管見せず。臥雲日件錄に。文安四年十二月二十二日。明日立春。故及二昏景一。每レ室散二熬豆一。因唱二鬼外福内四字一。蓋此方驅儺之樣也。又元長記に。文龜四年正月十二日云々。節分也。打二大豆一。祝着候。儀如二例年一抔とみえたるにて知る可し。此事の原も。漢舊儀に。方相氏。疫を逐ふに。五穀を取て播灑すと有るに起れとも。本邦の古に。妖邪を攘ふに。打まきとて。精米を撒する遺風也とも。鞍馬の毘沙門の示現に依て。鬼眼を打つ爲に始るとも。說者の見に依て。區々の異ある也。」按此事を土佐日記には元日の處に記したれど。これは除夜の事をもおしくるめて。京都の樣子を想ひ出して書るなるべし。公事根源には晦日となし。また前に引る書ども竝に四季物語。世諺問答。埃囊抄等には節分とあり。近俗の行ふ所も亦節分なり。然れども此追儺の行事は元來支那より移り來れる事にて。周禮夏官司馬に方相氏熊皮を蒙り。黃金四目。玄衣朱裳。戈を執盾を揚。百隷を帥て。時に儺し。以て室に索めて疫を驅るを掌どるとあるが本にて。禮月令。十二月の紀に。有司に命じて大に儺すと見え。論語鄕黨篇に。鄕人儺するに。朝服して阼階に立つとありて。孔子も此事を重せし趣なり。五雜俎に儺して以て疫を驅也。古人最も之を重んず。漢より唐に至り。宮禁中皆之れを行ふ云々。王建詩云。金吾除夜追儺名。畫袴朱衣四隊行。是也とあるを見れば。除夜に行ふ事なるべし。節分の夜に行ふは。古き事には非るべし。また土佐日記に。鯔をさすとあれど。これはその頃なよしを用ひしにや。埃囊抄。四季物語などには鰯とあり。近俗のなす所も。皆赤鰯とて乾たるいわしなり。因にいふ。東京淺草觀世音にては除夜追儺あり。初更のころ。鬼形の者一人堂外に出で。又一人方相氏の假面をかぶりたる者。これを追て堂を巡る。後除疫の札三千枚を撒じて。諸人に與ふ。參詣人各々爭ひ拾ふて歸り。自家の門に貼るよし。或書に記せり。又京大阪。中國邊にて。女子の老者は少者の裝をなし。小女は丸髷に結び齒をそめなどして。節分より始め。以後二三日も居る風あり。之れをおばけと云ふ。按するに老女が少女の假裝すれば。年寄らぬ禁厭なりなど云ふより起りて。白髮を島田に結び振袖など着けしを。少女も眞似て。是れは老女の眞似したるなるべし。二三日間同じ服裝にて居るは。折角結びたる假裝の髮を翌日直ちに解かんも勿體なしとて。左る事になりしなるべし。猶ツヰナ參看すべし

セトモノ　**瀨戶物**とは。近世陶器（參看）一般の通稱となれり。之れもと尾張春日井郡瀨戶村に於て。古へ陶器を調貢し。且つ中古その製出盛んなるを以て此稱あり。如蘭社話橫井時冬氏の瀨戶陶器の沿革に云ふ。瀨戶の陶器を製するや久し。史を按するに。嵯峨天皇弘仁六年四月。造瓷器生尾張國山田郡人三家部乙麿等三人。傳習成レ業。準二雜生一聽二出身一。とありて。當時已に陶工を出せしを知る。その他。弘仁式。延喜式。朝野群載等、尾張國瓷器を貢して。官用に供するを載す。今其何の地に製せしを審にせすと雖も。瀨戶赤津の山中。往々古窯を發見す。蓋し其陶器を製せし所か。爾　四百餘年。史の陶器を記する者なし。降て鎌府の時に至り。大和人（張州府志。山田郡瀨戶村人に作る）加藤藤四郞春慶（姓藤原。名景正。稱二加藤四郞左衞門一。別號二春慶一。又作二俊慶一。追稱曰二陶祖一。其王父曰二橘知貞一。大和諸輪莊道蔭村人也。知貞生二元安一。元安生二陶祖一。元安有レ罪謫二備前松等尾一。母平氏。山城深草人。道風女也。」阿部伯孝か陶祖春慶翁碑文に據る。一本。作加藤唐四郞俊慶）嘗て本邦陶器の。唐山の精巧に如かさるを嘆し。道元禪師（春慶長仕二大納言久我通親一。敍五位諸大夫一。遂從二通親〔ノ〕二子僧道元二入レ宋。時彼嘉定十六年也。碑文に據る）に從て宋に入り。陶器の製法を肄ふ者凡六年。歸朝の後。諸國に歷遊するに。土の陶器に適するを得す。後ち尾張國春日井郡瀨戶村に來り。祖母懷の土（臨尻。祖母懷を以て。陶を製する藥の名とす。人見黍か春慶傳に從ふ）を見て。始めて其製陶に適するを喜ひ。遂に窰を此に築く（所謂る藤四郞窰と稱する者は。馬ケ城窰。瓶子窰。椿窰。峰出ケ根窰。守宮窰。禪長庵窰。朝日窰。細倉窰。古瀨戶窰。鐵瓶窰。目細窰。長田窰。源氏窰等なり。刑部玄か瀨戶集古志に據る）。其子藤五郞。其孫二郞等業を繼て世に聞ゆ。其後名工ありと雖も。惜かな人名年曆を詳にする能はす。徒に好古家の推定に任すのみ。戰國の時。織田信長瀨戶を過き。陶家を訪ひ。永祿六年。課役を免し。天正二年。瀨戶の外。陶窰を置くを禁し。以て大に陶家を保護す。所謂六作あり。信長の定むる所と云ふ。即ち宗右衞門。新兵衞。長十。市左衞門。茂右衞門。太平。是な

セトモ

り。天正十二年。古田織部正重勝この地に來り。又十作を定む。即ち元藏。丈八。友十。治兵衛。吉右衛門。佐助。金九郎。半七。六兵衛。八郎次是なり。斯る戰亂の世。瀨戶の製陶。此の如きの盛を致すも。亦一奇と謂ふべし。然るに仔細に之を察するに。蓋原因ありて而て然るなり。足利義政の銀閣を起すや。天下の珍異を集め。奢侈を窮極す。政治の事固より論ずるに足らずと雖も。美術の進步せしは。實に此時に在るなり。信長の六作を撰ぶが如き。亦其餘風を受けたる者にして。製陶の進步せしも。時勢に從ふ者と謂ふべし。豐臣氏に至ては。茗讌の儀。大に侯伯の間に行はれ。其陶器の聲價を增したるや知るべし。豐臣氏亡び。德川氏の興る。慶長中。其子義直を尾張に封す。義直又陶器を好み。窰を名古屋城中に築き。瀨戶の土を取り。明人陳元贇に命じて之を製せしむ。世に所謂る御深井燒。即是なり。是時瀨戶に。慶長藤四郎あり。亦名工なりき。その後。藩制保護の意に在りと雖も。往々陶家を束縛し却て衰運を來す者なしとせす。享和中に至て。衰頹殆と極れり。この時に當て陶器の製法を改更し。瀨戶中興の業を創めし者は。實に加藤民吉の功なりと云。嘗て民吉の傳を讀む。始め熱田奉行津金文左衛門胤臣。藩命を承て。熱田新田を開築するや。工夫を四方に募る。時に瀨戶の陶人吉左衛門の二子民吉。亦募中に在り。胤臣其農民ならざるを知り。詳に來歷を問ひ。遂に製陶の衰頹に歸したるは。藩其業を制限するに由る事を悟り。遂に上疏して瀨戶の子弟を熱田新田に移し。各陶窰を付與し。大に其業を興さんことを乞ひ。允準を得たり。乃ち製陶の古法を墨守す可からざるを知り。享和四年。遂に民吉を九州に遣し。以て其業を研究せしむ。當時各藩制ありて。其技を他國人に傳ふることを嫌ふ。胤臣書を肥後天草東向寺僧天中に贈り(天中尾張愛知郡菱野村人)其紹介を得て。肥後の高田に赴かしめ。肥前の平戶。有田。圓山に歷遊する四年。遂に蘊奧を極め。文化四年六月。瀨戶に還る。藩其勞を賞し。上繪藥及酒肴料を賜ふ。是より新製陶器を染付燒と稱し。舊法陶器を本業燒と稱するに至る。因て民吉及び父吉左衛門に。永世苗字帶刀を許す。則吉左衛門。氏を加藤名を景遠と稱し。民吉も亦加藤保賢と稱す。是より先瀨戶に御倉會所あり。是に至て又染付燒物倉を名古屋廣井に設け。窰を開く每に吏を派して之を監し。且賣買に至るまで保護を加へたりき。爾來新陶大に開け。文化四年より文政三年まで。凡十四年間。本業燒より新陶燒に轉する者。實に一百九十餘人の多きに至れり。故に今日に在ては。瀨戶全村。殆と新陶燒に轉し。本業燒をなす者は。僅に赤津村に存するのみ。然も竈數甚少く。製造も疎糙にして。復昔日の良品を出す能はす」とあり。山本麻溪所藏の別所吉兵衛傳書には。藤四郎の入唐は建曆二年三月にして。歸朝の後文曆元年正月五十五歲にて歿す。子藤五郎は建長二年三十一歲にて早世。子二人あり。藤三郎。藤次郎と云。云々とあり。又明治三十三年十月二十八日の時事新報に。瀨戶瓶子窯の起源を載す。曰く瀨戶窯の始祖加藤四郎右衛門景正。支那より原料の土及び釉料を携へ歸り。尾張東春日井郡瀨戶村に於て窯を開き。釉を施せる陶器を製造せり。世に之を瓶子窯と云ふ。此製を俗に【唐物】と稱せり。其原料支那物を用ひしに因る。但し別に彼方より舶到せし器物を指して漢と稱するとあり。彼是混すべからず。和土和釉を用ひて燒きたる器を【古瀨戶】と云。大形に出來たるを大瀨戶と云ひ。小形に出來たるを小瀨戶と云ふ。大小互に釉法を異にするを以て此名あり。又渡唐以前の作と稱して始めて試製したるものあり。之を口兀手。又は厚手。掘出手など稱す。世に藤四郎と稱するは加藤四郎右衛門の略稱にして。春慶は其號なり。初代二代共に同名を稱へしを以て。初代の製器を古瀨戶と稱し。二代目の物を藤四郎と呼べり。但し【口兀手】は初代渡唐以前のものなれば。燒方の未だ發達せざる時に製し。口を下向けにして燒きたり。故に口の側面に釉掛らずして形式もあしく。手厚にて不恰好なるもの也。其後歸朝の後は支那にて學び得たる所により一切の器物に翰を作り。底を下にして燒き出せり。是れより始めて完備なるものを製造するに至れり。又【厚手】と云へるも渡唐以前の作にて。其製殊に手厚に出來せるより此名あり。【掘出手】は試製の當時不滿足なるものは盡く捨てゝ土中に埋沒したるを。後世掘出して使用せり。故に其器は皆無疵なる者なし。【瓶子窯】の土質は其色紫。鼠。淺黃等あり。又は變色して斑なるものあり。釉色は茶褐色に黑斑ありて蛇蝎。文琳。鶉等の名あり。【眞中古】春慶燒を見よ。【春慶】初代藤四郎。支那より歸朝して十數年の後春慶と號す。此時に當り技藝益ゝ精熟し。別に新機軸を出して一種の製器をなす。名けて春慶の茶壺と云ふ。但し和漢の土を混淆して燒き出せしものなりと云ふ。土質淺黃色にして。釉色は茶褐に黃色の斑點あるものなり。作は唐物と稱するものより甚だ優れたり。二代藤四郎も又之に倣ひて製出せり。其作は初代のものに劣らず。地質さら〳〵と見ゆるものにて上品に出來す。之を名けて藤四郎春慶と云へば。其後正信春慶。堺春慶。吉野春慶等あり。倶に初代の陶法に倣ひ各地に於て造りしものなりと云ふ。【金華山】永享年間三代藤四郎の作なり。世に中物と稱す。土は淺黃又は白色にして鑛氣多く。質堅し。釉色は茶褐色に黑釉を斑布す。是れ此窯の特色にして黃色釉を用ひず。製作は代々の內にても殊に精巧

セトモ

を極めたり。金華山の名は其土質に金氣多きに依て號けらるとぞ。【破風窯】建武年間四代藤四郎の造る所なり。此製器釉掛りの方法。獨得の風ありて。高臺側の處。溜藥自から山の狀をなし。地質を露はす。其形家屋の破風に似たるを以て此名ありと。土は白色にして淡紅を帶び。釉は茶褐に黃色の斑に。又は黑色の斑をなすものあり。作柄甚だ巧みに上品也。【祖母懐】は尾張春日井郡の地名也。初代藤四郎が歸朝後。此地の土を以て陶を試製す。此より其製器を祖母懐と云へり。爾後相續て其窯場にかて工人藤四郎の法に倣ひて製出す。然れども品位劣りて初代のものに及ばず。【黃瀬戸】二代藤四郎。黃色の釉料を發明して諸器を製す。是れより先き。瀬戸の陶器は皆茶褐の釉のみを施して黃釉なし。故に特に此名あり。爾來相續で今に至り。世に最も賞翫せらる。（此條の末參看）。【御深井燒】尾張名古屋城外廓の内に在る所の地名にして。寛永年間國主德川光友の命により其園中に陶窯を築かしむ。之を御深井燒又御庭燒と云ふ。文政八年瀬戸村の工人加藤唐左衛門を招き。以來益〻精巧なるものを製出するに至れり。土質緻密にして器形頗る上品なり。【志野燒】文明年間志野宗信が窯を開き。燒き始めたるものを云。後其法に倣ひて之を製造せり。瀬戸窯とは一種風趣異りて。釉色白く。作り厚手なるもの也。往々兗州釉にて粗畫を繪きたる者あり。【織部燒】。【九郎燒】。【豐助樂燒】。【犬山燒】。【常滑燒】（各其條下を見よ）。【瀬戸新窯の起源】瀬戸舊窯の陶器が一變して磁器の製に至りたるは。素より時世の變遷に起因すと雖。一旦舊窯の衰頽して點茶器の古物世間に行渡り。製品の販路多からざるより。同業の新に起るものを制限するに至れり。玆に於て工人奮て從來の陶法に異なるものを發明し。遂に磁器の窯を勃興するに至れり。之を新窯とす。其初め享和元年の頃熱田に新田開發の擧あり。是より先き陶業の窯元は其家代々世襲の制にして。相續は一人の定なりしかば。他家は勿論分家の者と雖。新に同業を開くを能はざりき。當時瀬戸の工人に加藤唐左衛門の分家吉左衛門なるものあり。男子多く又財ありと雖も。各々一家を構へて業を營むを得ず。故に徒に職工となりて勞働に從ふのみなりき。爰に新田開墾の擧あるを聞き。直に一家を擧けて熱田に移り。田畑の割渡を受けて農業に從事せり。然に其頃熱田の奉行津金文左衛門なる者。兼て埏埴の工に志あり。吉左衛門等の農事に從ふを見て其不慣なるを以て舊業に復し。別に支那南京風の磁器を製する事を勸告す。續て津金氏は多數の農夫中より。瀬戸の陶工のみを引揚げ。吉左衛門に附屬せしめ。假に窯を築きて試製せしめしに。種々研究の詰果。杯の如き小形の物を製し得たり。即ち熱田の地新田の堤上に於て新に窯場を開き。又白石千倉山に於て磁石を發見したるより。津金氏は自ら之を督勵し。日々怠らず研究せしめしかば。終に能く支那風に摸せる磁器を製するを得たり。吉左衛門の子庄七と云者。亦父の志を繼ぎ。配下の工人を愛撫して業務を獎勵せり。享和二年に至りて更に藩の允許を得。益々盛に斯業の擴張を計りしかば。舊瀬戸窯は之に壓倒せられ。製器の販路將に滅絕せんことを憂ひ。其支配の代官に依りて歎願する所ありしも。竟に意を遂ずること能はず。依て舊窯のものも漸次其地を去て。業を新窯に轉じ來るものあり。前記吉左衛門の一家加藤唐左衛門。同じく忠次。藤七。金吉。直右衛門。卯兵衛。勘六。治兵衛等の七人は皆磁器製造に從事したり。終に瀬戸及赤津。品野の三箇村にも傳りて。安永十年の頃瀬戸窯元の總數百五十六軒の內。磁器を製するもの實に九十軒。陶器を製造するもの六十六軒にして。窯數三十六通の內。磁窯十九通。陶窯十七通なりし。文化元年唐左衛門等の請願により。藩の允許を得て。吉左衛門の三男加藤民吉をして。肥前天草に下らしめ。磁器の製を研究し。殊に丸窯の築造を傳習せしむ。民吉は又筑前唐津。伊萬里等の諸窯を巡歷して其法を學び。同四年六月に至りて歸國したり。是に於て瀬戸窯磁器の製頓に一變して益々巧妙に。能く鮮美潤澤のものを製出するに至れり。而して天草。伊萬里等の窯場に於ては。當時唯小形の器を製するに止りて大器を製することなし。然るに瀬戸窯に於ては。民吉歸鄕の後。唐左衛門等は其傳習に依て別に工夫を凝らし。大形の製器を造ることを發明し。大に斯業の進步發達を促したり。是に於て藩より唐左衛門を以て窯元總組頭となし。帶刀を免し。三人扶持を給せらる。又熱田の奉行津金庄七へは。功分金として年々金百兩を贈與せられたり。明治十四年十一月加藤唐左衛門の五十年に相當したる時。吉左衛門。民吉等をも合せて其功を旌表し。同地深川神社内に於て招魂祭を執行したりと。【磁器の原料】昔時は原料の陶土瀬戸村內にありて。工人隨意に之を採掘し。磁石は河內國加茂郡白川。折平。廣見の諸村より輸送し來りしが。現今は多く天草石を用ふ。又磁器に浸染する所の顏料は。其産地を御留山と稱し。昔時は尾州藩の採掘に係り。民間私に之を採取することを得ざりしが。其後解禁以來濫に採掘したるを以て。産額大に減少し品位も亦精良ならず。故に現今は專ら舶來品を使用するに至れりと云ふ。【舊藩の制度】維新前にありて尾州藩は陶業を保護すること頗る重く。瀬戸及び。赤津。品野の三箇村の窯場又は製造所は。概して無役免許の地となし。製出の陶器は悉く御用品と稱して。名古屋堀川の藏所に納め。商人と窯元との直接取引

を嚴禁し。又商權は專ら藩の一手に歸したりしが。種々の不便ありしを以て。後此法を改め。陶器商人中より十人を選任して藏元と稱し。之に賣買のことを委ねたり。然に文化四五年の頃。加藤民吉が歸國後。陶業一變して窯數次第に增加し。製出頻繁に赴きたるを以て。遂に又制限を設け。三箇村の窯數を二百通と定め。瀨戶村に役所を設置し。藏所と稱して此所に於て製品を買上け。更に又望みの者に拂下ぐるの法を定めたりと云。以上時事新報に揭くる所なり。」さて黃瀨戶は工藝志料に。第二世藤四郞某。陶器に黃色釉を施すことを發明し。始めて瀨戶窯に於て。淡黃釉の茶壺。香爐。花瓶。茶碗等を製す。爾來相次ぎて製出して今に至れり。第二世藤四郞某の造る所の黃瀨戶茶碗に。伯庵と名くるものあり。寬永年間幕府の醫員曾谷伯庵といふ者あり。之を珍藏す。故に時人これを賞稱して伯庵と云ふ。而して其の類似の器も亦伯庵と名く。特に茶碗のみならす。他の器物に至るまで。同時の作を總稱して伯庵といふ。曾谷伯庵の藏せし所の者は。伯庵これを相模の小田原の城主稻葉某に傳ふ。稻葉氏累世之を藏せしが。今は商人某の有となれり」と見ゆ。

ゼニザ 錢座とは。古しへ錢貨を鑄造したる役所にして。今日の造幣局なり。奈良朝の頃は之を鑄錢司と稱し。天武天皇以來歷史上に著はれし如く鑄錢司長官を置て之を統轄せしめられたり【鑄錢司】とは我朝にて名けたる官局の稱なれとも。其內部は數部に區別せられ。其中に鑄錢坊なる者あつて實際錢貨を鑄造したる所あり。此鑄錢坊なる稱へは唐書にも見ゆる所にして。鑄錢司の組織は唐制に摸倣したること明かなるを知るべし。村上天皇天德二年より七八年を經て。本邦第一期の鑄錢は停止せられたるを以て。鑄錢司もまた自然に閉せり。其後後陽成天皇天正年間に至る迄。本邦に鑄錢のことなかりしは。貨幣の部を參看して知るべし。古代鑄錢司を置かれし場所を考るに。近江。山城。河內。大和。周防。長門の諸國は歷史上に知られたりと雖も。其他は未だ明瞭ならす。盖し上古總ての鑄造物は。概ね鑛山に於て金屬を還元すると同時に製作せしこと。全く鐵道滊船の便備らざるに基き。支那西洋皆一樣の例をなすが如し。故に歷史に湮れたる古代の鑛山に於ても。必す鑄錢坊を置て貨幣を鑄造したることあるべく。現に或る貨幣學者の如きは。鑄錢司以外に於て尙ほ鑄錢坊のありしことを探り得たることあり。續日本紀元明天皇紀に催鑄錢司を置くこと見えたり。催は即ちウナガスの義にして。諸方の鑄錢司を總轄するものなりと云ふ。既に各地に鑄錢坊を置きて貨幣を鑄たることあるの說も出づる以上は。隨て之を統轄するの鑄錢司ある。亦怪しむに足らさるなり 鑄錢司の音讀はジュセンシといふこそ穩當なるべしと雖も。實地の遺跡に就て研究せられたる處に依れば。周防國鑄錢司村はスゼンジ又スエンジと呼び。山城國錢司村はゼス村と呼び。武藏國秩父には鑄錢坊をトウセニボウと呼べり。斯の如き音讀は全く後世の轉訛なるか。或は古代よりかく發音せしかは。研究者の說ありと雖。爰には畧して言はず。【鑄錢司時代の鑄錢法】は。後世の鑄錢法と多少異なる方法を用ひたり。蓋し此時代に於ては。萬般の事物皆唐人の傳習を受けたるを以て。鑄錢法も唐法を採用したるを疑を容れず。宜なる哉。當時の錢は其の製作唐錢と更に異なるなきを。殊に和同開珎の如きは他品の及ばさる精品にして。特に陶冶製の錢型を用ひて鑄造したるものなり。支那にては之を錢笵と言ふ。錢笵に四種あり。銅笵。鐵笵。石笵。陶笵等なり。陶笵一には土笵と言ふ。即ち粘土を陶冶して製せしもの也。和同開珎の錢型は即此の陶笵なるものにて。其實物も今貨幣學研究者の手に其の殘片を存せり。全形は厚さ一寸程にして大さ一尺以內のものなるべし。斯の如く小なる錢型なるを以て。一型一回に鑄造したる數は。二十錢を超えざりしと思はる。其中間一の流道あるのみにして。左右は各錢相接觸し。形式稍く不規則なりしと鑄錢司遺跡より發掘したる鑄放錢を以て證明せらるべし。和同錢以下の錢貨は皆な前記の錢型を用ひずして。砂型を以て鑄造せしが如し。是は後世鑄錢に普く襲用せし方法にして。其發明は支那の唐代より起りしものなれば。また唐人の傳習を受けたるものなるべし。此法は普通の砂に水を和し。生乾きを待て枠に盛りたるものなれば。一回限りの使用なりと雖。其砂は何回にても原料に用ひらるゝを以て。其便陶型の比にあらさるなり。此他鑄錢司時代に於る鑄錢は詳ならずして。目下研究者の研究中に於るを以て之を略し。更に錢座の事を記すべし。【錢座】は豐臣氏以後に創設せられたり。既に言へる如く。村上天皇天德以後より。後陽成天皇天正まで六百餘年間は。本邦に於て鑄錢の擧行なかりしゆゑ。從て何の記述すべきことあるなし。天正年間に至て天正通寶なる錢貨の鑄造あり。然れども是は銀錢なるを以て。必ず金銀座に於て製造せられしものならん。故に銅錢の製造せられたるは慶長年間にして。其錢文は慶長通寶なり 慶長錢鑄造の地は何れにあるや。或は山城といひ駿河と云。研究者の說紛々として定らずと雖。必ず當時錢座の設置ありしは疑ふべくもあらず。然れども此後は金銀を以て重なる貨幣となし來りしを以て。錢座は皆金銀座の支配に屬し。德川時代となりては。錢座を金座又銀座の下吹所と名けたり。然るに元文年間に至りて 大に銅錢の不足を感じたるを以て。之を增鑄

し。また鐵錢を補鑄するの必要あるに至て。人民の願ひに任せ。相當の運上を取立て、。鑄錢座を開くことを許されたり。此より錢座の數急かに增加し。各所に其建設を見たりしが。次第に濫惡の錢を發行するものあつて。其弊害甚しきより。明和年間下吹所以外の錢座は設置することを禁じたり。然るに幕府の末に至り。布政の亂れに乘じ。各地に於て私に錢座を開き。擅に錢貨を鑄造したり。是亦私鑄錢座として。研究者の調査中なるが。其數幾許あるか未だ詳かならず。德川氏以後設置したる錢座の重なるものは。武藏。常陸。陸前。越後。信濃。近江。長門。豐後。備前等にして。夫れより次第に山城。參河。駿河。紀伊。伊勢。下野。因幡。攝津。肥前等に及ほしたり。其他私鑄錢座は。陸中。陸奧。羽前。羽後に夥し。錢座の遺跡は東京市內のみにても十八箇所あり。皆貨幣學研究者の熱心なる探檢に依て。漸々に發見せられたるものなるが。其過半は未だ調査の完全せざるもの多し(貨幣の部參看)。錢座の座の字は金座銀座等の座の字を用ひしものにて。金座に於る後藤。銀座に於る大黑の如き座人なるものなし。皆金銀座の支配に屬したればなり。然れども鑄造者人夫の中には自然職名ありて。錢頭。下形。種取等の名あり。【錢座の鑄錢法】は古代に於る鑄錢司の砂型を用ひしものと等しく。稍々其法を精密にしたるのみなり。總て錢を鑄造するには種錢なる者を作り。之を大略貳百個位つ、を各錢頭職に渡す。錢頭は皆一型場を管理し。部下數人を指揮して鑄造をなす。各錢座に在ては十四乃至二十の型場を備へたれば。錢頭の職も亦此人數ありしなり。而し一型約貳百枚を鑄造し。其一型場一日の鑄造高五貫文を以て最とす。其鑄造方法は先づ大吹と稱して地銅を吹く。此掛目。銅。鐵。亞鉛。白目。錫。鉛。等を合せて十四貫目の合金なり。此地銅は即ち錢を鑄るべき原料として。錢座に於て第一に鑄造するものにして。此大吹きの棟梁を吹屋大工と稱せり。手傳人加はり。鞴にて鎔解す。鞴の橫に湯口あり。其側に六尺四方の緣ある敲土の竈あり。加減よきを見計らひ。長き柄の道具を以て其口を開くや。已に鎔解せる銅其他の合金は。紅色の熱湯となり。彼の竈へ迸出し。直ちに凝結して鼠色の塊をなす。棟梁長柄の鐵棒を以て之を碎けば。厚氷を割りたる如し。此割銅を一片つ、水中に入るれば。其音遠雷の如し。此割銅五百匁宛を掛分けて錢吹小屋(即ち型場)へ配當す。吹座の錢頭之を受取り。鞴にて手傳ひに沸かさせ。錢頭は幅貳尺餘竪三尺餘の椴の厚板の上に濕りある砂を盛り。斗搔きを以て表面を平かにし。夫れへ種錢を蒔く(種錢の數は五百枚より以下。錢座に依て各異れり)。行儀よくならべ。一枚の板を之に覆ひて。細引を以て〆上げ。而して一人之に乘り。足を以て踏込み。更に紐を解けば。土板に種錢の形鮮かに殘り。種錢は皆な上の土板に附着す。之を拂落して。錢形の間々は楊枝の如きものにて。竪橫に湯道を刻む。畢て又蓋板を合せて〆上る。此等の間に地銅鎔解す。則ちるつぼに地銅をうつし。右合板に湯口あるを以て之より流込むなり。暫時にして合板を解けば。鑄たる錢すだれの如くなりて出來す。其つなぎをもぎ放して一錢となし。古墨と油を以て鍋に入れて煮る。之を床燒きと稱す。斯して一旦黑色となりし錢を仕上方に送れば。仕上方は先つ孔內を鑢にて磨り。此の錢を角なる棒に貫き。其の二本を竝べ置き。砥石を握りて。之を擦り。以て其耳をみがく。また數錢を平面に置て。同しく砥石を以て磨す。以上を耳ずり及平とぎと名く。斯の如くして秤量を以て過不足を計り。完全の錢となすまでには。前後二十餘回の手數を要す。蓋し錢座に依りて多少方法を異にすることありと雖も。玆に記せしは元文年間の錢座か用ひし所にして。當時專ら行はれし方法なり。以上東京古泉會員三上。中川二氏の調に據る。

鑄出し錢の圖

湯道

【江戶の錢座】もと淺草にあり。寬永十三年新錢(寬永通　)を淺草。芝錢座にて鑄るといへり。芝なるは此時置かれし座にて。新錢座といふ。此時は近江坂本。南部。信州松本。參州吉田。駿州足洸村等にて鑄造せし也」。寬文四年。龜戶村に新錢座を設け錢を鑄る。これは平安方廣寺の銅佛を毀ちて鑄る所にて。俗に耳白といふ錢なり」萬延元年。深川海邊新田に錢座を建て新錢を鑄る。さて明治革新の後。會計官中に貨幣司を置き。明治二年新に造幣局を建て。金銀座を廢せらる。委しくは大藏省

の條に見ゆ。

ゼム　膳（柏。折敷）とは。もと食机に飯菜の備はりたるものをいへり。今いふ所の膳部即ち是なり。近世單に食盤を指して膳といへり。是所謂膳部の轉なり。又膳部に本膳。二の膳。三の膳なとの稱あり。是式正の供饗なり。膳。字彙に具食也。師古曰。熟食曰レ饔。具食曰レ膳。又美食也と見え。和訓栞云。膳は。字書に具食也と注せり。西土に粲といへり。よて靈異記に。膳を。よきくらひものとよめり。飾膳。訓同し。三本立の御膳六本立の御膳なともみゆ」嬉遊笑覽云。鹽尻に。或問。中世の書に五本立七本立といふ膳あり。今いふ七五三のこと歟。予云。膳部家に聞り。五本立とは五臺盤。七本立とは七膳なり。聚樂行幸には九本立なりしとかや。其饌具等甚美を盡したることにて。是を禮家饗膳と云。予もこれを傳へ侍れど。繁多なる故略レ之。七五三は唯三膳なり。秋草に七五三の膳といふを。今世知らぬ人は。本膳にさい七つ。二の膳にさい五つ。三の膳にさい三つ付ることゝ思へり。（安齋隨筆に。地下にて規式の膳部七五三といふは。本膳に菜數七つ云々。何れも汁は數の外なり。香物も數の外なり。五々三といふも右に准じ知べし。五三々また同じ。右は三の膳までのことなり。五の膳七の膳までも出す時は。七五三とはいひがたし。菜數多くあるなり。然れば今世さい數のことを七五三。五々三などゝいふは誤なり。七五三の膳部といふは別のことなり。大草流七五三膳部記を見て知べし）。夫は七本立。五本立。三本立にてさいの數のことなり。七五三の膳部にはあらず。七五三といふは。先三とは式三獻なり。膳三つ有（引渡し打身わたいりなり）。五とは五獻出すをいふ。其五獻は初獻は烹雜（皿にもる也）。添肴あり。二獻まんぢう添肴あり。三獻あつもの（すひ物のこと）。四獻むしむぎ（冷麥。ぬる麥。時節によるべし）添肴あり。五こんやうかん（又すひせんかんの類）添肴あり。右の膳いつれも組付もの有。七とは飯（湯づけにてもおなじ）。七の膳迄出すをいふなり。これこの食物の調樣は。庖丁の家に傳へて故實あることなり。武家の知ることにあらずとあり。按するに貞順故實條々。三ッ目。五ッ目。七ッ目。八ッ目といふことあり。三ッ目は一より三迄三膳。五ッ目は一より五迄五膳。以下これに准ず。いづれも一は本膳なり。各一組づゝの膳なり。七五三はこれ幾本立といふを幾ッ目といひたる歟（八ッ目は九ッ目の誤ならむ）。老人雜話に。信長齋藤が所へ聟入の處に。七五三式法を用と有り。七五三もと奇數を用。偶數を忌よりのことと思はるゝに。七五三の膳立を書たるをみるに。本膳ともに四膳あるあり。菜の數は増されとも誤なるべし。また五本立。七本立は膳部にて。菜の數をいふにあらず。類聚雜要御齒固六本立の圖あり。又後三年合戰繪などをみるに。古への膳部は高き臺にて。食物はみなかはらけに盛たり。居やう。中に飯を高盛にして置き。そのまはりに菜を排べたり。海人藻芥に。毎日三度の供御は御めぐり七種。御汁二種なり。御飯はわりたる强飯を聞召なりとあるも。その體にならべたるもの故。菜を御めぐりといふなり。菜は數々ある故に。後世これをおかずと云。卜養千句に「いり昆布に又よろこぶのおかずにて。旅の客僧しばし留めん」。又雜要抄をみるに。臺三つ盤四つ有ても。これを三本立といふ。五本七本も皆臺につきていふなり。菜はあまたあり。大臣大饗は人數多きによりて。一脚の机を二人にて用ひたるもみゆ。調味故實に。僧の膳にも幾本立と云ことはあり。三本立。五本立にも打身はすしほをばそへず。只うち身ばかりを据ふる也とあり」又貞丈雜記云。饗の膳と云は。飯に饗を立る故の名也。饗は饗立也則甲立（甲立とは土器にもりたる物の外へこぼるゝを留る爲也。只かざりとのみ心得るは非也）の事也。甲立は紙にて折形をして付る也。」和漢三才圖會云。食机之形有二數品一。金森宗和雪齋。小堀遠江守等。皆善二茶道一。各好巧異レ形。而蝶足。銀杏足。猫足。宗和足。不二勝計一。其漆髹色正黑者名レ眞。和二朱或辰砂一名二皆朱一。同用二榜葛剌朱一者色不二鮮明一。用二倭土朱一者又次レ之。和二藍靛一者名二青漆一（萌葱色也）朱帶二黑色一者名二髹朱一。下髹二雌黃一上引レ漆者（黃微赤色）名二春慶一」といへり。【春慶ぬり】の事は本條にいへり。貞丈雜記云。規式の膳部には白木を用ひ。何をも土器に盛る事は。是一度切に用ひて。用ひ終て後打こはし。捨てそれを二度用まじき故也。之は神國の風俗にて清淨を貴ふ故也。神代にはかはらけだにもなくて。食物をは柏の葉にもりたると也。されは膳部を「かしはで」と云も此故也と申傳たり。後世に至りて白木の膳土器などを。金銀のはくにて。だみ彩色などをするはおごりにして。白木土器を用る本意を取失なひたる者也」。【三方四方】高貴の人の膳具なり。三方といふは穴を三方に明たるなり。四方は孔四方にあり。和訓栞云。三方と稱する器は。古へにいふ公卿なり。山槐記に見ゆ。四方などいへる名目も三方より出たる成べし。【四方の盤】は天子親王大臣に用る也。又神前に用るは神器に分てり。又足利尊氏延元元年春筑紫へ下向ありし時。多々良濱にて供御を調進せむと。伊勢守貞繼入道照禪そこら奔りまはりて云々といふ事。伊勢氏の記に見ゆ。また三光院內府記に。大臣以上は四方。大納言以下三方なり。攝家は官の淺深によらず。幼少より公家にて四方を用ひらるゝよし見えたり。上にいへる公卿の事。一話一言に。公卿といふ膳あり。三方四方の如きもの也。信長記にも。朝

倉義景。淺井久政。同長政の首を。薄濃にして公卿にすへ。鄰國の大名在岐阜にて。酒の肴にいだせし事あり。」是塙撿校の說なれども。恐らくは非ならん。供饗とかきしものまゝあり」といへり。【蝶足の膳】嬉遊笑覽云。蝶足の膳は。明曆萬治のころの草子の繪に菓物なとを盛る圖あり。その時代の折敷なるへし。今の蝶足に較れは足低く先尖りたり。按るにこれけそくの類也。足の形蝶花形に似たれは花足にむかへて蝶足といふなるへし。けそくは源氏物語（宿木）くゐそくのさらどもいといまめかしう。又（繪合）すはうのけそく。孟津抄に机の足也。蕨手の程なりともいへり。紫式部日記播磨のかみ碁のまけわざしける日。あからさまにまかでゝ後にぞ。ごばんのさまなとみ給へしかば。けそくなどゆゑ〳〵しくして云々。東大寺正倉院寶物圖の中に碁盤二面あり。その足今のやうにはかはりて筥の如く。兩角に小箱の引出しありて碁石を入る。此引出し箱のほかは透しの彫形あり。故に花足といふ。紫式部日記にいへる碁ばん此形なるを知へし。今の碁盤の梔子あしは後のもの也。民間にて佛具にけそくと云ふ物あり。これ其足に彫形あればなり。物類稱呼に江戶及ひ西國にてけそくと云ふ。東國にてろくがうと云。西國にてろくごう又ごうといふ。近江にてくげと云ひ。越前にてくぎやうといふ。加賀にておけそくだいと云ふ。（供したる品をおけそくと云ふ）。今按るにろくごうと云は。おくぎやうの訛かと云へり。下學集に公卿は臺器也とあり。大臣を公といひ。大中納言參議を卿といふ。俗に六郷家の紋は折敷に團子を盛たるやうなれば。是をろくがうと呼といへるは非也」【かけ盤】黑ぬりに蒔繪なとしたる食膳なり。源氏物語にぢんのかけばんなと見ゆ。此具はおほく女儀の膳部に用ふ【木具】通例の【八寸膳】の大きなるもの一の木具。二の木具とて大小あり。【八寸】といふは。臺の寸方を以て名けしなるべし。此外會席膳箱膳なと色々あり。【かしは。折敷】柏はいとふるく飲食の器に供せし木の葉のことにて。古事記明宮段（應神天皇）天皇聞ニ看豐明ー之日。於ニ髮長比賣ー。令レ握ニ大御酒柏ー。賜ニ其太子ーとあり。傳云。大御酒柏は。酒を受けて飲む葉なり。酒を柏に受て飲事は。いと〳〵上代のわざなりしが。定まれる禮となりて。豐明などには必其事ありしなり。さて加志波と云は。もと一樹の名にはあらす。何樹にまれ。飲食に用ゐる葉を云へり。故書紀仁德卷に。葉字を書て此云ニ箇始婆ーとあり。凡べて上代には。飲食の具に多く葉を用ひしことにて。飯を炊くにも甑に葉を敷もし。覆ひもして炊きつるから。炊葉の意にて。加志波とは云るなり。ヒラデと云器も。書紀に葉盤と書れたる如く。葉以て造れるものなり。又膳夫と云も。飲食の葉を執あつかふからの名なり云々。」また折敷といふも葉盤のとなり。和訓栞云。をしき。東鑑に折敷と書り。所謂方盆也。一說に和卓の音とす。木の葉を折敷て杯盤となせし。上古の名の遺れるもの也。又角折敷といふ物も見えたり。拾遺集物名に朽葉色のをしきと見え。續千載集に杉をしき。權記に銀折敷。類聚雜要に繪折敷。白折敷も見えたり。所謂折敷物也」貞丈雜記云。膳を上古はかしばてと云たり。神代には。くひ物をかしはの葉にもり。酒などもかしはの葉にてのみたると也。それゆゑかしはでと云ふ也。二條亞相記に。或人の云。膳を訓じて加之波手といふは。古は柏葉を用て。飲食を盛る故に。加之波手と名づく云々。又伊勢の神事の時に。みつのかしはとて大なるかしはの葉に。神酒をそゝぎてやしろの司これをいただきのむ事あり。此事夫木抄に鴨長明が伊勢記を引てしるせり。異國にも日本にてかしはの葉に飲食をもる事を聞傳へて。北史といふ書卷九十四に日本の風俗を記したる所に。俗無ニ盤爼ー藉以ニ槲葉ーと見えたり。盤爼は食物を載する臺の事。槲はかしはの木也。」以上膳といふことの饗膳なる義より。遂に食物を居うる器具の名となりし大畧をしるす。カケバン參看すべし。

ゼムカフ　禪閤。（タイカフを見よ）

ゼムキゴキ　前鬼後鬼は。前童鬼。妙童鬼とて。役行者に仕へしもの也といふ。和訓栞云。ぜんきごき。大和の吉野に前鬼村あり。古へ前鬼といひし山民の裔也。又後鬼あり。是はもと葛城に居しが。今は一村に住す。髮髯も生たるまゝにて。頑民なりしか。延寶元年の頃より。前鬼北山天の川なとの者。奈良へ徃來し。今の風俗となれりとぞ。前鬼は前童鬼。後鬼は妙童鬼也といへり。」下野國日光のもよりに古峯が原と云村あり。こゝにも右の種の人ふるくよりすめり。日光山志に。石原隼人。日光御領の內。大葦鄕地名古峯原といへる所に住す。日光より七里西南の方なり。氏を石原と稱す。傳へいふ。先祖は役小角に仕し。妙童鬼か子孫なる由。舊くより此所に住し。當山內の行者。彼家へ行て一宿し。夫より入峰する事なり。種々俗說傳ふれども。慥なる事はしらず。近年家を分て主水と稱するも同所にすめり」といへり。大政維新後修驗道を廢されたれは。今はいかにありけむかしらず。

ゼムクチム　ゴサムチム　ノ　エキ　前九年後三年之役。源義家奥州を征すること二回あり。日本歷史問答に曰く。【前九年】齊明天皇の朝。安倍比羅夫蝦夷を討ち功あり。其子孫世々陸奥に居り。俘囚の長となる。賴時にいたりて。大に土地を廣め。勢頗る張大にして。賦役に服せず。國守之を討ちて反りて敗

らる。天喜四年朝廷乃ち源賴義を陸奧守兼鎭守府將軍となし。往きて之を討たしむ。賴義朝命を奉し其子義家と共に之を討ちぬ。既にして賴時流矢に中りて死せしが。其子貞任宗任等驍勇にしてよく戰ひ。官軍屢々敗らる。此頃出羽の豪族に淸原武則と云ふ者ありければ。賴義之を說きて己を援けしめ。遂に貞任を厨川柵に誅せり。此役九年を經て。康平五年に至り。漸く其功を成しければ。これを前九年の役と云ふ。さて賴義。義家。安倍氏を平ぐるに及び。恩威竝び行はれければ。東國の將士等は皆源氏の家人となるを喜び。寧ろ朝廷に叛くも。將軍の命に違はじとの意志を抱かしむるに至れり。

【後三年】源義家先きに父に從ひて陸奧を征し。九ヶ年を經て之を平ぐ。玆にまた寬治元年淸原武衡亂をなし。義家之を討ち三年にて平ぐ。是を以て前なるを前九年の戰と云ひ。後なるを後三年の戰とは云ふなり。是より先き淸原武則。賴義。義家等に隨ひ。安倍氏を討ちて功あり。乃ち鎭守府將軍に任ぜらる。さて武則に二子あり。武貞。武衡といふ。武貞父の後を襲ぎて。鎭守府將軍となり。これを子眞衡に傳へたり。眞衡の異母弟に家衡なるものありて。眞衡と善からず。叔父武衡及び藤原淸衡等と兵を合せて眞衡と戰ふ。時に義家陸奧守兼鎭守府將軍たりしかば。弟義光等と眞衡を援けて武衡。家衡等と戰ひ。互に勝敗ありしが。淸衡遂に義家に內應せしかば。武衡。家衡等力盡きて誅に服したり。此戰寬治元年より三年に亘りき。乃ち後三年の戰これなり。此戰。朝廷未だ追討の官符を下さゞりしを以て。之を私鬪となし。義家以下の功を賞せず。義家乃ち私貲を以て之を賞せり。さなきだに源氏拜崇の東國人は益々其恩威になつけり。後年。賴朝の兵を伊豆に擧るに及びて。東國の將士。爭ひて之に服屬するは其因實に此に在り。

セムゴクドホシ　千石通は。上の口より舂米を投入れて。精米と糠と自然別になる近世發明の器なり。武江年表貞享四年の條に。千石通。江戶にて始まる。大門通り釘屋喜兵衞といふものゝ工夫にて出來しといふ」和漢三才圖會に。其功十二倍於篩穀籂一。名曰二千石簁一。用下二大箱共無二蓋底一者上。重二置之一。上箱中掞二板於斜一。下箱中嵌二銅網於斜一。其網最細密而板與レ網如二ノ乀字一。而從レ上投二舂米一。則走二板上一。復奔二網上一。而糠脫二于下一。米出二於外一とあり。今も專ら米商の用ふる處なり。

セムザイ　前栽。(ニハを見よ)

セムシ　宣旨。(セウチヨクをを見よ)

セムジモン　千字文。瓦礫雜考に云。古事記。科二賜百濟國一。若有二賢人一者貢上。故受レ命以貢上。人名和邇吉師。卽論語十卷。千字文一卷。竝十一卷。付二是人一卽貢進云々とあるは。應神天皇御世の事なり。然るに梁周興嗣か次韻せる千字文あるべき理なし。故に同文通考には王仁が獻りし一卷と聞えしは。凡將篇。太甲編。急就章等の小學の書を奉りしを。かく傳へ誤りしにや。古事記を撰れしことは千字文傳はりし後の世の事にて有りしかば。彼王仁が來りし時。論語竝に小學書一卷を奉りしと聞えしを。今世に行はるゝ所によりて。其獻りし小學の書は。卽今の千字文の事なりと心得。あやまりて斯は記せるなるべし。(秉穗錄二編にも古事記を引て。千字文は周興嗣が撰にあらざるよしをいへり。)又古事記傳には。梁李暹が作れる集註千字文の序に。晉武帝時大夫鍾繇これを造れりといへるによりていはく。晉武帝といふは應神天皇と同時にあたれば。此時既に千字文出來はしつとも。いまだ世に弘まらず。其後次第亂れ損ひて讀がたかりしを。遙の後梁武帝が時に至りてぞ韻を次て全くはなりぬれば。世に廣まりて百濟あたり迄も傳はりけむは又その後のことなるをや。(中畧)されば此は實には遙に後に渡參來たりけめども。其書重く用られて。殊に世間に普く習誦む書なりしからに。世には應神天皇の御世に和邇吉師が持參來つるよしに語りつたへたりしなるべしといへり。これらの說あやまり也。わきて古事記傳に引たる古注千字文は僞作なり。その序文に鍾繇千字文書如三雲鵠遊二飛天一云々。王羲之書字勢雄如三龍躍二淵門一云々とあるは。梁武帝が袁昂に作らせたる書評の內の語なり。書評には千字文といふ三字なくて。鍾繇書如二雲鶴遊一レ天云々。王羲之書字勢雄强如三龍跳二天門一とあり。異同はあれども全くこの文を竊て作れる也。且千字文といふ三字を加へたるは。此千字文を鍾繇が撰也といはむが爲なり。序にも跋にも同じ事を重複していへるもあやし。其內殊に疑ふべき事は寂雖二不敏一嘗在二學文一といへる語あり。しからば寂といふ人の作にて李暹にはあらず。この寂といふ人なに人にかあらん尋ぬべし。猶いふべきこととこれならずも多かれど。そはこと繁ければ。こゝにはたゞ片はしのみいふ。かゝることをもわきまへず。妄にこれを證としてしかも古事記をさへ誤れりといへるは最口惜し。さて此千字文は極て古きものにて。さらに鍾繇などが撰には有べからず。淳化法帖第一に漢章帝八書八十四字あり。(鄭明選が秕言にも八十四字とあり。顧炎武が日知錄に百餘字といへるは異本也)。今世に傳はれる千字文中の語なり。漢章帝は晉武帝より百九十年ばかりも昔に當れり。漢土にても專ら千字文は周興嗣が次韻せるもの也といへるが普通の說なるゆゑ。(劉賓客嘉話錄には羲之書を周興嗣が次でたるよし

にいへり。尙書故實もこれと同じくて一字も異ならず）。此章帝の書を僞作なりといへり。されど其書のさま古人の筆跡にておのづから勝れたる處あればことさらに疑へる者のあるにや。東觀餘論に此書非二章帝一然亦前代人作。但錄レ書者集二成千字中語一耳。歐陽公疑以爲。漢時學レ書者多爲二此語一云々。また山谷が此書の跋にも。疑是蕭子雲之最得意者などさま〳〵の說あり。又王澍閣帖考正には。此書を拙き手して僞れるものなりと深く謗れるは取に足らず。これによりておもうに。千字文は。漢世に專行れて百濟までも傳はりたるが。後に漢土には亡ひ失て纔に殘れるだに。次第みたれつゝ年經たるを。梁の代に周興嗣が改め正せしなるべし。（章帝が書の殘缺のさまを見るに。周興嗣が改正せし本の趣もおほよそかくぞありけむ）淳化帖誤多しといへども。ことごとく王著がさかしらにもあるべからず。況開卷第一に疑しきものをとりのすべき理あらんや。是極て古き傳へのまゝに載たる故に。おのづから實を得て。古事記にしるすところの千字文傳へ來ぬる年代よくかなへり。和漢の書互に證となりて。古今のまどひ一時におもひひらかれしはいとよろこばし」とあり。

セムジヤマヘリ　千社參。また千箇寺參りといひ。名ある神社佛閣に參りて。納め札といふ札を棟柱梁など手の屆かぬ所までも張り付けて行く。札には土地と職名と名とを記すを常とす。一つは技術の上達を祈るなるべけれども。一つは廣告の目的なるべし。嬉遊笑覽に。千社參は。明和七年撰の江戶名物鑑にもみえず。安永このかたのことなるべし。神社のみにあらず。佛寺にも詣するに。千社參りといふはいかゞなり。麴五吉とかいへるは。その始の頃の者にや。それが札は文字をば書たるにて。板にて摺たるにはあらず。これらは其徒の中にて廣く知られたる者となむ。唯人にしらるゝを手がらとす。いと益なき戯れなり。又落書してありくものあまたみゆ。これは神佛ある處のみならず。橋にまれ家にまれ。石にも木にも。墨くろに書ちらす。いとうるさし。千ヶ寺參。鶴海堤亭が種をろし。「其日に仕舞ふ京の千ヶ寺」。醒睡笑に。順禮いろはをだに習はぬ者なりしが。西國物詣の落書をせんまでに。生國姓名これより外は一字もしらずといへる物語あり。そのかみより矢立もちありきて。徃くさき〳〵に名を書ちらすを落書といひしなり。宗因千句に「案内しりの旅の道行。落書はあの辻堂や爰の宮」。此句懷子にも出て。名を一幽とあり。こは宗因が元の名なり）。續山井「落書をせんとや壁に筆つむし。林利」。漢土にも行たる處に名を題する事はあれ共。そは文人墨客などのする事にて（慈恩寺の雁塔に名を題する事は。進士張莒といふものより始まれるよし。劉公嘉話錄に見えたり）。下劣の匹夫文盲のものどもすべきことにはあらず。かくのごときすさみを。今俗にてちやらうらくといふは。是は唯手落なるべし。又似たる詞あり。去來抄に「船に煩ふ西國の馬」といふ句に。許六長點をかけて。先師に問ふ。先師（桃青が事なり）云ふ。今は手帳らしき句もきらひ侍か。是等の句手帳なり。長あるべからず。いかなる處手帳に侍るや。舟の中にて馬の煩ふ事はいふべし。西國の馬とはよく拵へたる物なりと有。こはかれて手帳にとめ置て取出し用る意にや。」居所の柱に歌かきしを徃々みゆ。又こゝにても古人神社に詣てよめる歌を書付けるをと見えて。今物語に住吉へ然るべき人の參らせ給ける。折ふし神主經國京へ出たりけるが。人をはしらせて住江殿など掃除せさせよと云やりたりけるに。あまりのきらめきに。年比しかるべき人々の書おかれたる歌ども。柱なげし妻戶にありけるを。皆けづり捨てけり。神主くだりて是をみて。こはいかにせんと足ずりをして悲しめどもかひなかりけり。是を見て古き尼の書付ける「世中のうつりにければ住吉の。昔のあともとまらざりけり。」是は承久の亂の後。世中あらたまりける時のことなりとあり。世事畫報（三十二年三月中）に【納札の由來】と題せし記事あり。曰く。納札の由來は安政五年出版。玄魚。晉文同編の「神社佛閣納札起原」に其要を盡せり。即ち人皇六十五代華山帝の佛法に歸依ありて。入覺法皇と號し奉り。西國三十三ヶ所の觀音を巡拜し。美濃國谷汲にてしるしの札を打納め給ひしを起原とし。諸人之にならひて神佛を順拜し納札をなせり。應永年間この風最も盛んなりしが後ち中絶せり。唐土の例を引けば。「題名」なる韻事は樂がきの濫觴ならむ。納札題名の由來もはなはだ古しと謂ふべし。德川時代に至り。この事の再興せしは。鳩谷天愚孔平が奇僻に依れるは諸書に散見するところとす。天愚姓は荻野。通稱喜內。號鳩谷。一に天愚と號す。壯年より好て四方の神社佛閣へ詣で。堂塔に題名して歸るを例とせしが。後は筆硯を用ふるの煩はしさに。天愚孔平といへる摺札を作り。之を貼りつける事とせり。これ中興千社詣での名牌の嚆矢なりとす。天愚がこの題名を思ひ立ちしは。信心のためなりしか。將た賣名のためなりしか。只だ好奇の樂事なりしか。將た風流の韻事なりしか。春波樓筆紀に司馬江漢が天愚の事を記しゝ條には。奇行を以て名を傳へんとなすものゝ如くせり。その奇の眞にあれ贋にあれ。兎に角その行狀の奇異なりし人なり。天愚歌あり。「探眞探勝。時遇古祠。呼童投刺。頁緣題名。一揖而去。盡瞻拜矣。花紅葉なにか惠の外ならむ。さいて散る間を倸にして」。玆にこの納札の

流行を促し丶他の一因あり。寛政年間。諸侯の家士の「遠乘遠足」といへる事流行し何時に家を乘出し。何時に目的の地に達せしを證するため。其目的な近郊の社寺に定めたりしかば。其「刻付の札」を留めたり。この事の流行の折柄天愚孔平が「鳩谷天愚孔平」と摺し紙牌を到るところの神社佛閣にはりつけしは。いたく人目を惹き亦た世の好奇心を促したりしなり。かくてこの事の流行するに從ひ。其名札は人目につき易からむと。剝ぎ取られざらむとの二つより。成るべく社寺の高き部分に張むとし。繼竿のうらへ刷毛をつけ。數十丈の樓閣の屋根裏に。容易く張る工夫をなせり。この事忽ち市井の間の大流行となり。文化年間に至りては初午稻荷回り。巳待辨天回り。地藏回り等。納札ます／＼流行せり。同好のもの札を張むとて。端なく同寺社に落合ひ。次第に面を知るもの多くなるに及び。文化四年四月五日大會を三十間堀銀市の家に開けり。これ連中會合のはじめなり。後六年青山梅窓院に開き。天愚孔平を盟主として會したりき。文化十五年の頃は。毎月晦日に。上野山內今の美術學校のまへあたり。二本杉の原にて集會したり。墨摺の張札の外に。會員中互に交換をなす札をつくりしは。文政年度よりとす。當時は會員ます／＼多く。連中を立るにいたり。櫻連。一々連。輪法連。巴連。擬寶珠連。蟲喰連などあり。連札をつくりて交換せり。會席は下谷廣小路福山にて。茶代十六文なりとぞ。天保のはじめには八角連大に雄をなし。交換札盛に行はれ。各所に集會をなすに至りき。嘉永年間は定會月に五回の多きに及び。交換札の如き。美を競ふに至れり。安政年度の連中には。晉文。芳幾。玄魚等あり。玄魚の札名は「田キサ」といひ。納札版下の名家として彫工ほり辰摺工江ぎんと相竝びて世に賞され。彫工。摺工共に他の註文をうけず。年中納札のみにて家業忙しき程なりしと。その盛行想ふべきなり。納札の盛行と共に壯麗なる堂社と云ども憚る事なくその札を貼し。中には矢立の筆もて直に大筆に題せしもあるより。天保年度に一時禁止されし事ありしかど。暫くして又流行し。明治以後にいたりては。違警罪に問はるゝも尙新しき札を村社村寺に見る事あり。且つ交換札に至りては。素より禁令なければ。集會今に絕えず。間々その札を額につくりて。之を奉納して一種の納札方となすにいたれり。かゝればこの連中につきて孔平が奇行は素より。その他奇聞も尠なからず。赤坂に「赤圓子」といへる人あり。この人幕府の旗本の隱居なりしが。題名のむれに加はり。例の繼竿をば脇差に仕込み。拔はなせば竿となりて貼札の用をなせり。蓋し貼札は成るべく敏速に。人目に觸れざるを以て手際となせば。斯る奇工をその具に施しゝものなるべし。「乃げん」といふも同時代の斯道の名家なりしが。この連中は成へく他人の容易に貼り得ざる箇所に。自個の名を留むるを名譽となすより。芝の幕府の廟所に忍び入り「乃げん」の札をはりしより。捕はれて遠島の處刑をうけたり。廣告用としてこの連中に加はりしは。今の蝙蝠傘の仙女香がその白粉を賣弘むるとてなりき。一時到るところの神社佛閣に仙女香の札を見ざるはなかりき。近くは兩國に「なた萬」といへる人ありき。安藝の嚴島に題名を志ざし。一度ゆきて遂げず。二度ゆきて遂げず。明治十三年八度目にはじめて樂書の本願を遂げしとぞ。蓋し遠隔の勝蹟にその名の存するは。この連中にとりては。一代の名譽なるべし。ある時連中にて。古納札大家の【展覽會】を淺草橋外の茶屋玉川にて催ふせし事ありき。天愚孔平の印籠。源カ一の道中鍋。正大槃の鐵槌（木札をうつに用ふ）。ヤリ一の墨壺。八官松の振出竿。瓦升の女夫刷毛。つる竹の根付。赤圓子の日記などは珍中の珍なりしと。この連中が各々古木札古紙札を始め。其交換せし札を帖に作りて保存するは。尙古錢古郵券を集むると均しく執心最もふかしとす。又安政年度の同會につき竹內久一の談に。天保年間一度水野越前守より禁止されしと雖も。安政二年の大地震以來。大工。左官など各職人の繁昌につれて。再び之が隆盛を極めしと。此頃再興の率先者ともいふべきは。左官の棟梁大間富といへる男にて。納札の大會は東兩國の中村樓。柳橋の萬八樓を限り。中小會は中橋廣小路のかん菊。淺草橋外の玉川。淺草八幡前の濱松。觀音五重塔下の桐屋。深川冬木の米市等に定まり。臨時小集は至る所の料理店にて催ほされたること。會のくづれは大抵北廓行と定まりて。隨分道樂の仲間なれども。博奕といふもの頓と此の社會に行はれざりしこと。之を行ふものは仲間より指彈されしこと。義といふ一字を重んし。互の交際は親兄弟も及ばぬ程親密なりしこと。札の拵へには善盡し。美盡し。競ふて驕奢に耽りし果は。親の遺產も蕩盡して顧みず。終りをよくせしもの此の連中に鮮かりしとの事なり。目下東京には尙幾多の連中を存じ。月一回の會をなす。會席は兩國藥研堀車屋。同はつ鷹の二ヶ所とす。明治二十八年四月一日下谷泰宗寺に天愚孔平が八十年忌の追福大法會を營み。納札會を開きし時。端なく紀念の石碑建立の發企起り。一時中絕せしを三十年再議成りて遂に向島長命寺中に納札塚を建立し。更に又垂枝櫻一株と石燈籠を建るに至りき。現今納札會の連中は增減ありと雖も。納札塚建立落成の際の番附にてその大概は知らるべし。其連名は深川連。柳喜連。梅花連。八町堀。惠方連。神田市場。和合連。巴連とす。

セムス井　泉水は。庭に設けたる池なり（ニハを見よ）。

セムスマンサイ　千秋萬歲。（マムザイを見よ）

セムソ　踐祚。（ソクヰを見よ）

セムセイ　宣誓。古への誓と云ふは神に對して占ふことをも云へり。日神と素尊と誓ふて。素尊云く。吾若し惡き心あらば生む所の子女兒ならんと云ふて。兒を生み。神武天皇は我能く敵に克つことを得ば。水なくして飴を作るを得んと云ひ。神功皇后は我能く三韓を伏することを得ば。鮎を得んと云ひて釣を垂れしが如き。皆誓日とあり。秀吉が神に祈りて。錢の表裏を以て戰の勝敗を卜せしが如きと同じ意なり。火酢芹尊が彥火々出見尊に誓ひて。代々汝尊の門を守らんと云ひ。新羅王が神功皇后に誓ひて。萬世日本の犬とならんと云ふか如きは。神に對して人と契約するの風なり。後世口頭の契約の効力を疑ふに至りて。神文と云ふを書けり。土佐坊が義經の前にて神文を書きし類是なり。德川の末までも其の式は傳れり。當時武士の宣誓式に別に金打と云ふあり。何にてもわが帶る所の刀刃二つを相觸れて音をなし。之を對手に見すなり。淨瑠璃などには此の風を元として。女が二つの鏡にて金打することを作りたり。刑事訴訟法制定後宣誓の事あれども神に關せず。

セムダイヒラ　仙臺平は。本名精好織の稱にて。陸前仙臺地方り產する所なり。袴地の最上品とす。經緯共に練絲にて織るなり。また經は練絲にて。緯を生絲にて織るあり。工業史に云。仙臺の織物は。大阪の役伊達政宗がつれかへりし京師の吳服商人岩井八兵衞によりて開かる。後八兵衞西陣の織工小松彌右衞門を招き。專ら伊達家用の織物を織らしめしが。彌右衞門の工夫にて遂に一種の袴地を創製せり。これを【彌右衞門織】と呼びしが。文化のころより仙臺平と改稱し大に世に行はる。これより越後の五泉。村上等においても。仙臺平にならひ袴地を織出せり。皆其地名をとりて【五泉平】。【村上平】などいふ。この他筑前の博多平。甲斐の郡內平。武藏の八王子平などいふものありしが。天保の末武藏入間郡藤山の人藤本嘉平次太織の袴地を創製して【嘉平次平】といふ。其價安きがゆゑに一時世に用ゐらる。又近年八王子において【武藏平】を織出しゝが。其製博多平に同じ。

セムチヤ　煎茶。（チヤを見よ）

セムヂユオホハシ　千住大橋は。文祿三年の架設に係るといふ。江戶名所圖繪に。千住大橋。荒川の流に架す。奧州海道の咽喉なり。橋上の人馬は。絡繹として間斷なし。橋の北壹貳町を經て驛舍あり。此橋は其始文祿三年甲午九月。伊奈備前守奉行として普請ありしより今に連綿たり」といへり。又武江年表に。文祿三年九月。千住大橋を始て掛らる。（此地の鎭守同所熊野權現。別當圓藏院の記錄に伊奈備前守殿こ れを奉行す。中流急湍にして。橋柱支ゆる事あたはず。橋柱倒れて。船を覆し。船中の人水に漂ふ。伊奈殿熊野權現に祈りて成就すといふ）」とあり。橋北を北千住と云ふ。橋南を南千住と云ひ。俗に小塚原といふ。德川氏の頃小塚原の刑場ありし所は。今も地藏の石像あり。

セムトウ　錢湯は。營業の浴室を云ふ。湯浴の風は何時の頃より始まりしか。太古ミソギとて海水。河水。溫泉等にて浴せし俗が。（王朝の頃。海水浴療病の事あり）。溫浴湯の俗に變じ。明治十五六年の頃より。再び西洋の風にて海水浴の盛になりしなるべし。明治三十年九月の東京經濟雜誌に湯屋の話をのす。曰く。湯錢を取りて浴を爲さしむる湯屋を昔は錢湯と云ひ。天正十九年。江戶城外錢瓶橋の近傍にて初めて伊勢與市なる者が開業し。永樂錢一文にて入れたるに。人々珍らしがりて入りたること骨董集に載せたり。錢湯の設けは何さま分業法の起りてよりの事なるべし。之れを風呂と云ふは風爐の當て字にして。湯を沸かすゆゑの廋詞なるべし。柘榴口と云ふは昔鏡を鑄るに柘榴の醋を用ひたれば。踞み入るとの廋詞にて。柘榴口と云ひしなり。

【湯屋の看板】に。昔は矢の形を畫きたる旗又は暖簾を用ひしこと。弓射ると湯入るとの洒落なりとぞ。維新の頃までは湯屋は必ず八寸に一尺程の紺の小旗に「ゆ」の字書きたる看板を揭げしことなるが。今は場末か何かに非れば去る看板なく。溫泉屋のみ大なる旗に草津。伊香保。あるは有馬。熱海と書きたるを見れども。通例の白湯にては御規則上揭ぐる標札を看板に代用して。殊更に看板を出さず。唯ゝ入口の壁上に男。女とのみ書記したり。

【湯屋の種類】今の湯屋の種類を別てば。溫泉と。白湯と。藥湯と。海水浴と。蒸風呂となり。溫泉は其地面より湧く鑛泉。又は溫泉場より湯花又は原泉を樽に詰めて取寄せて沸かす者にて。原湯を取寄するは甚入費の掛るものゆゑ。硫黃を交へ鹽を交へなどして胡麻化す者あり。然らざるも五日も六日も留置く者ありて。其効能は餘り無き方なりと云ふ。藥湯は人參とか忍冬とか沃鎭とかを加ふる者。海水浴は海の水を取り來りて沸すもの。蒸風呂は所謂土耳古風呂にて。日本にては九州に多く有る者なれど。東京には未だなく（橫濱に一ヶ所ありと覺ゆ）。蒸氣を一室內に充たしめ。其人の室內に入て之に蒸され。身體の汗ばむを待て垢を搔き。最後に湯を浴

びて出る者なり。浴に狎ざる間は息の詰まる樣にて苦く。又鼻の先耳の先へ熱く浸みる樣なれど。狎るれば中々心地よく。出たる後殊に爽快にして風邪などは必ず拔ける者なり。【白湯】と云ふは。唯の湯にて。此の名は明治十九年ごろ法律にて定められたる名なり。

【昔風と今風】昔の風呂の事は骨董集に委し。東京は今最も湯屋の進歩したる土地にて。地方とは異なり。流しも廣く。桶も大く。上り湯も風呂の湯も澤山あり。萬事調ひ居れど。昔は未だ々々發達せざりし事の多かりき。

【男女の別】維新の後。暫時の間は男女混浴の湯屋もありしを。明治五六年の頃之を禁ぜられ。遽かに風呂の中へ仕切りを付けて。湯だけは往き通ひしも。人は往き通ひの出來ぬ樣になしたる家もありしを。後には浴室出入口迄も。是非別にせよとの規則となり。又後には男女相互に見え透かさる樣に制定せられ。全く交通を絶つこととなりぬ。其が爲に浴室の狹き湯屋にては男湯專門になり。又は女湯專門になりしもの。東京に二三軒ありき。其前は女湯は朝は十時頃より沸かし。夜は男湯より先へ拔きたれば。女湯の無き時は。女か男湯へ御免下さい抔と這入りに來たるものなり。

【構造の古風と今風】入口の模樣。番臺の位置。衣類入れ場の位置等は。何れの湯屋に至りても同じ事にて。是等は大工が一定の模範に照して造るものなるが。細々したる造作に於ては近來漸く變化せり。維新頃には板の間と流しの間に。高五寸程の丸太の欄あり。小兒などは之を跨ぐに一寸手間を取りたり。又衣類入れの棚は。規則の定まらぬ前の事とて。多くは戸の設なく。棚の上端より四角なる木札を絲にて下げ。之に一。二。三の番號を書きたる形。恰も忠臣藏義士の合札の如くなりき。又別に九折の籃を出したるものあり。皆浴客自身が番號を覺えて居て。湯より出來りたる時迷付かぬ爲に供したるのみ。盜賊を防ぐの方法は未だ決して講しあらざりき。而して衣類入れ場の棚の前には。人の竝んで立塞がる者なるが。其餘りに棚へ近つきて立つを防ぐ爲にや。棚の前に丸太にて手欄を設けあり。亂暴なる男は脫ぎたる褌をこの手欄へ結び付け置きて湯に入りたるものありたり。

【柘榴口】湯風呂の屋根ある者は。其這入口を柘榴口と云。殆んと風呂の上へ箱を深く被せし樣なり。今も場末の湯屋にのみ其の式を用ひし者殘りたるも。昔は一般に此の蹈みて入る仕掛になり居りて。風呂の中に在る人は外面を見ることを能はず。外の人は中に人の這入り居るや否を知ること能はざりき。故に柘榴口の板に□如此穴を二所程明けてあり。然れども冬は湯氣の籠れば。此の穴より見ればとて。己が脫ぎ置きし衣服を盜む者ありても。中々見付くること能はず。湯の冷めざらんことを慮りて。柘榴口の板は可成深く覆ひ冠さりたる樣に構造したれば。人の立ちて腹の處まで位は匿れ居るを常とせり。故に風呂に入らんとして立ちて身體を濕し居る人々を。外より見る時は其尻のみを見るなり。歌に「風呂は沸いたが岡湯は未かいな。來た時は込んで。尻ばッかりションガイナ」と云へるは其尻の竝んで見ゆるを指しゝなり。柘榴口の外部は頗ふる立派なる者にて。昔の質朴なる世の中に似合はず。朱塗の破風形又は鳥居形を立て。之に畫を描きたる板を張り。柱の根は磨き石を以て造りたるなど。何やらん湯を以て神聖なる場所となしたるが如し。此の板は其初めは簾なりしを。後世板に改めしをと見え。昔の繪には簾を掛けたるを見る。扨其の板の畫は五色と金銀の彩色を以て手長島と足長島。牡丹に獅と竹に虎。又は武者繪など多く。男湯と女湯と一對の模樣を描きたり。繪の具は漆の事なれば銀色は雲英を用ひたる者ならん。恰も蕎麥の蒸籠に白の漆を用ひたる通りなり。洗湯手引草には。光明皇后破風造の浴室を建て千人の垢を洗ふとあれども。是果して破風造の初なるや否や。

【風呂】は右の柘榴口的の家根を付けたる古風の建築にありては。風呂の縁は人の立ちたる胸あたりまで高ければ。人は立ちながら身體を濕す仕掛にして。之に入る爲に設けある中段を踏みて。風呂の縁を跨きて湯に入るの仕掛なり。明治十四五年の頃花澤紋左衞門なる三絃彈が神田にて開きしは。溫泉の如く家根なき構造にて。是より溫泉形流行となり。風呂は一般地中に埋まり。其縁も流しより高きこと僅に一尺五寸。人は蹈みて身體を濕す仕掛となり。家根なくして。稀に屋根ある者も深く覆ひ被さらず。風呂の縁と|―| 如此き形をなせば。中と外と互に顏の見ゆる樣になしたれば。湯の冷め方は昔より速になれり。昔の柘榴口は ‖ 此の如くなれば光線の通ひもあしく。中に人の居るも知らずに。手拭を其頭の上へ出して劔突くを食ふ事もあり。湯の汚れ居るも中の客に知れる者にあらず。故に風呂の扨の橫手に。六寸に一尺程の木格子を嵌めたる小窓ありて。夜に入れば其外に燈を點ずるの仕掛なりき。然れとも湯屋に遺恨などある者は。竊かに灰墨などを持來りて。風呂の中へ投じ。亭主を迷惑せしむることあり。然れども其の投じたること中々分らず。中に入りたる者出で來て。其身體の黑くなれるを見て始めて分る位の事なりき。

【器械】にも古風と今風とありて。昔し流しを照す燈には入軒と號くる者を用ひた

セムト

り。罩は恰も障子にて佛具の天蓋を作りたる如く。油皿は烟管の鴈首の大なるが如き者二ヶ所あり。之に古襤褸を詰め。魚燈油を入れて。其口を男湯と女湯との兩方へ向け之を照したり。昔は女湯には糠の使ひ殼を捨る爲に。小箱を出して置きたる家もあり。昔は姿見鏡なく。素人の女は湯にて化粧することを卑しみ。又湯にて白粉を付くる社會と雖も。鏡を用ひずに成したり。男湯には大なる櫛が板間と流しの堺に紐に吊してあり。爪取鋏は藏の鍵を見るが如く。大なる札を結び付て板の間に出してありたり。又廢刀の令出づる前までは。侍は入湯に行くにも。大小を佩びて行かさるを得ざる法なれば。男湯には刀掛又は刀を入るゝ戸棚を設けありて。之に置くの順序となり居たりき。輕石を出し置くことは今も昔も同じ事にて。男湯に陰毛を切る爲めの二つの丸石が備へありしとの事は。何時の頃なりや。浮世風呂の序文及ひ落語家の昔話にて聞くのみ。

【賣物】湯屋にて石鹼を賣るは石鹼舶來後の事にて。昔は唯糠袋のみを賣りたり。其代り相撲膏。按摩膏。即効紙など膏薬類を賣りたるは。人足などが灸を据うること流行りたればなるべく。今ま之れを賣らざる樣になりしは。賣藥請賣鑑札の面倒も一原因なるべし。又た女湯に。垢すり。朴木炭ぐらゐを持ち行くものは昔もありしが。糠袋の中へ鶯の糞。玉瓜。蛇の蛻殼など入るゝは近世の發明なるべく。白粉。爪取鋏。石鹼。玉子糠など持ち行くは。猶ほ近年の事にして。髪を洗ふには湯を多く使ふ爲めに。錢を三助に與ふること矢張近頃なり。

【規則と掲示】湯屋には人の知る如く板の間と流しの界の鴨居に。規則書を掲示しあり。昔しは其の文句大に今のと異なり。且つ男湯と女湯と其の箇條を異にせり。洗湯手引草(嘉永四年版)に載する所。男湯の分。

店法度書之事

定

一御公儀樣御法度之儀竝時々御觸之趣急度相守可申事
一火之元大切に相守可申事
一男女入込湯御停止之事
一風烈之節は何時に不限相仕舞可申事
一喧嘩口論總而物騷敷儀堅く御無用の事
一金銀其外御大切の品御持參にて御入湯被下間敷事
一御老人竝御病後の御方御壹人にて御入湯堅く御無用の事
一惡敷病體の御方御入湯堅く御斷申候事
一頰冠竝素裸にて着類御持出し被成候儀堅く御無用の事
一うせもの不レ存衣類等御銘々樣御用心可被下候事
一預り物一切不仕候事
右之通り御承知之上御入湯可被下候以上

月　日

又女湯の分は。

定

一御公儀樣御法度の儀かたく相守可申事
一火の元大切に相まもり可申事
一男女入込湯御停止の事
一風はげしき節は何時によらず相仕舞申候事
一御年寄竝御病後の御かたさま御ひとりにて御出御無用の事
一衣るい御めい〳〵樣にて御用心可被下候事
一うせもの不レ存あつかり物一切いたし不申候事
右の廉御承知の上御入湯可被下候以上

月　日

共に明治十年頃まで之を用ひたるが。湯屋取締規則制定後改りたり。昔し風の湯屋には。今も「懐中物御用心」。「はき物御用心」抔の貼り札を。衣類脱ぎ塲の傍。及び入り口の傍に爲し置く者あり。御の字を加へて「御懐中物御用心」。「御はき物御用心」と記せるは塲末の湯屋の鄭寧なるものなり。東京の湯屋にては門口に代價を掲示すること漸次減じたる樣なり。門口には格子を明けたる時。中の見え透かぬ樣に長き暖簾を掲けたる家近頃多し。今年ごろより廣告社にて工夫し。此暖簾を廣告機關に供するとて。廣告者を募りて其廣告を幾つも暖簾に染出し。之を無代にて湯屋に

贈るなり。又湯屋の流しに。寄席。芝居。醫者。易者の廣告を張ることは昔も今も變らず。今は他の商業の人も之に交りて廣告するなり。

【二階】六七年前までは諸所の湯屋の二階に女居りて。一種の茶店を開き居たりき。其の之ある湯屋は。晝夜とも二階の軒に提灯を掛け竝べたるにて知らる。是は元祿の昔し明曆の頃までありしと云ふ。丹前風呂の圖を見るに。浴衣着たる新造襷がけになり。褌一つにて入浴し居る男の背を流し居る圖を畫けり。之を湯女と云ふ。是入浴者の垢を流すの傍ら。藝娼妓の業を兼ねたるなり。左れば後世湯屋の二階女を置きしは。湯女の餘波なるべし。然れば二階ある湯屋は。其の以前は家賃を取りて。之を一人の女。即ち二階の女將に貸し。女將は一家族を擧けて之に住居し。別に新造を雇ふて給仕に供し。亭主などあるは大概夜遲く迄歸らず。外に出でゝ稼ぐか遊ぶかすること藝妓屋。銘酒屋などの亭主の如し。斯くて晝より掛けて湯を拔くまでは女ばかりなれば。町内の若い衆。書生。昔て云へば勤番の侍などは之に集まりて。櫻湯やら茶やら飮みて互に女と戲談を云ひ。又は將棊を鬪はし。拳を打ちて遊ぶ。今の倶樂部の如き用をなしたるなり。中には二階を閉づるを待て。女中を連れて散歩などに出づる若衆もありしと。今の銘酒屋。楊弓店などの如し。是等の來遊者は湯に入るの目的には非ざれども。中には往來の人にて衣服も美はしく懷中物も豐かなる者。遽かに湯に入らんと思ひ立てるも。盜難を恐るゝ場合あり。此の類は二階へ上りて衣服を脫げば。安心して入浴し得らるゝより。舊幕の頃には此の目的に供する爲め立てられし二階亦た少からず。斯る類のは。其番人は爺か婆にして新造に非ず。又參勤交代の士人上京する折。湯に入りて奇麗になりて都に入らんとする人の爲に建てられたる者。麻布の飯倉にあり。間口七間。奥行十三間の大廈にて。門口に槍を立つる場所もあり。供待も廣く設けあり。二階には上段の間あり。階子は表階子と裏階子ありて實に立派なる湯屋なりき。名前のみは今も傳馬湯と名づけて殘りあり(後に天滿湯と改めたり)。通例二階の階子は一方にて。必ず番臺の正面に向へり。客は入口を入り。湯錢を拂ひ。脫ぎたる下駄を手に下げて。此の階子より上り。階子の突當なる下駄段へ下駄を入れ。入らつしやいの掛け聲に誘はれて座に就けば櫻湯を出す。衣服を脫し手拭を借りて下の風呂に入りに行き。浴し了りて上り來れば。女中は乾きたる手拭にて背中を拭きて吳れ。夏なれば扇いでも吳るゝなるべし。女將は其の間に茶を入れて菓子を供す。菓子は通例最中の殼を氷掛にし。辻占を入れたる者にて。即ち楊弓店などにて供する者と同じ。是も維新の頃までは。辻占豆とて。茶豆と名づくる豆を小さき袋に入れ。其袋の中に辻占が入り居たるを供せしが。近年はとんと此の辻占豆を見ず。今の辻占は夜々賣步くものを見るに。鹽豌豆又は砂糖豆にして。茶豆を用ひざるは。菓子も古今の變遷あるなり。右の湯屋の二階なるものは。全く獨立の生計をなすものにして。湯屋とは別の者なり。十年程前より氷屋。銘酒屋出來たれば。湯屋の二階に若い衆の遊ぶ者なく。漸々廢業して今は殆んど皆無なり。

【家屋の制】昔は燒芋屋。湯屋などの煙出しは。火の處より直立に家根を穿ち四角の管狀に築き上げたる壁なり。此の壁の四角の柱を頂上に於て長く擢でしめ。其の上に瓦葺の小家根を置きたり。今風の煙筒にするの制を立て。又家屋は塗屋又は煉瓦か石造にすべしとて。豫て明治二十五年より警視廳の達ありたれど。屢々延期して終に遂行せざりき。

【水がらくり】湯屋の土臺下は樋を以て縱橫し。理學の原則を應用したるは。昔の工夫としては甚だ感心の事にて。先つ元槽か根原にて。是より湯槽と岡湯と水槽とへ通じ。湯槽は岡湯へ通ず。風呂は今は水を埋る爲に水槽と通じたる者も徃々あれど。通例は獨立して他へ通ぜざる者なり。湯槽は元槽に次で大なる槽にて其の橫腹に罐を嵌め込み。始終之に火を焚き居るも。上部の非常に熱きに拘らず。底の方は金魚も棲むべき程の微溫なり。此の槽に上栓ありて。要用に從て熱湯と微溫湯とを送り出す。夜半に至り風呂を拔く時は。此湯槽の湯を取て其の跡を滿たしめ。翌朝早く鐵砲を焚付けて六時迄に人の浴するに適せしむ。斯く微溫湯を用ふるに非れば。十二時より翌朝六時までの短時間冷水を熱く沸かすこと到底出來ざるべし。現に女湯は冷水より沸すゆゑ。朝湯の沸き方遲きなり。鐵砲に火を入るゝは。右の風呂を拔き替へたる時。其の溫湯の熱度を見計らひ。冷なりと見れば之を沸かすに鐵砲二つを用ひ。稍々熱ければ鐵砲一つを焚く。鐵砲とは風呂の背に嵌め込みたる罐にして。浴客之に觸るれば湯傷するを以て。戸を用ひて之を隔つ。戸の隙間より迸り出る熱湯に膽を潰すこと。是は我々が實驗する所なり。岡湯の中へ瀧となりて水と湯との落る仕掛も。又水槽へ水の通ふも。皆右の湯槽と元槽より各々管が通じ居るに依る者にて。管の中には絲が通り。絲の先へ栓を付け。之を引き若くは緩むれば栓が開閉して。水なり湯なりを送り。以て冷熱を整ふるなり。若し此等の絲を一つ引き誤れば。水が溢るゝこともあるべく。湯が水になることもあるべし。

【湯屋の開業】維新前には火の用心の爲に。江戸の湯屋の取締は特別に喧ましく。大

セムト

晦日(終夜營業す)の外。夜は十時限りにて。公方樣の御成の日には終日休業せしむ。家數の制限は一町内に一軒より多くは設けぬ規約なりしが。今は營業時間は如何なる塲合にも夜十一時限となり。家數は中ごろ亂れて制限なくなりしを。近年又々制限して二町以内に新たに二軒の湯屋を建つること能はずと定まりぬ。今現に二軒以上あるものは。火災に遇ひ若くは古びても建て直すこと能はず。追々一軒に改まる都合なりと云ふ。

【木拾ひ】昔は木拾ひとて。下駄の古きもの。木材の腐れかゝりたる者。普請場の不用品など拾ひ歩く男。一軒の湯屋に二人三人ありたるが。大なる籠を天秤棒にて擔ひ。息杖の先に釘を植ゑて。木片などの以て燃し得べき品は。悉く此の釘にて丁と打ち。籠の中へ入れて去りたり。川のある邊にては小舟に乘り。滿潮に乘じて。流れ來る木片を拾ふものもありしが。近年東京にては木拾ひを禁じたり。何故と云ふに。此の木拾ひ男は給料二圓位にて。日に三荷を拾ふとか。二荷を拾ふとか。凡そ日課を定めあり。之を拾はざれば飯を食はせぬ抔云へる殘酷の主人もあり。又木拾ひ自身進んで日に五荷必らず拾ふゆゑ。月給五圓呉れなど契約をなし。競ふて木片を得んとする故。未だ人の捨てざる品。例へば溝板。塵取。下駄などを竊み行くゆゑ。門や木戸に木拾。紙屑拾不可入などの札を揭ぐる程になり。盜賊と同一視さるゝに至りし故なり。

【薪】三助は薪の張り方巧みにて。可成少き薪にて多くの湯を沸すを上手とす。昔は拾ひ木は澤山あり。又普請塲などにて古き木を呉れしかば。薪を多く買はずとも充分燃料ありしを。今は主として松薪を用ふることゝなりたり。

【湯錢】伊勢の與市が江戸にて始めて錢湯を建し頃は永樂一文なりしが。文化の頃は十五文又は二十文なりし由骨董集に記しあり。然るに嘉永の頃の事を聞くに大人八文。小兒四文と言へり。今は一錢五厘の一錢二厘(明治三十三年には大人二錢五厘。小兒一錢五厘。乳飲子一錢なり)となりて。乳飲み子は一錢と云ふ課目をさへ設けぬ。是は二十年も前よりの事にて。舊幕頃までは乳飲み子は無料にて。年齡の如何に拘はらず。男女とも肩揚げある者は小兒の價を取りたり。

【無代にて入浴する者】昔しは町内の鳶のものは無代にて入浴するの權利を有したり。是は普請塲に於て古き木あれば。湯屋の薪に與へし故なり。近來は普請の主に於て古き木乃至鉋屑に至るまで。漫りに人には與へざれば。鳶の者の自由にはならず。入浴の權利も自然に消滅したり。又維新前は居助と稱し。武家の邸内に居る人足は。無代にて入浴したり。是は此の次に持參するなどの約束にて入浴して。終に拂はざりし慣習が付け上りし者なるへし。居助は人氣惡しくして。厳く催促などすれば。如何なる仇をなすやも測られざれば。商人は可成的壓制を甘受し居たるなり。之を幸として彼等は冬季半天一枚にて。寒くなれば。一日に三度も四度も入浴し。出て寒くなれば又這入りしなり。

【留湯及び湯札】毎日浴を取る人は。其度毎に湯錢を持ち行くより。一ヶ月何程と極めて約束する方何分か安きなり(今は月三十錢位)。之を留め湯と稱す。斯る人には流をせずとも。留め桶を供す。近年になりては世が世知辛くなりて。湯屋にても大目に見ることなく。「留め湯の御方にても一日二度御入浴の方には別に湯錢頂戴致候事」と云ふ揭示をなすに至りしが。今は留め湯と云ふこと流行せずして。專ら湯札になりしが如し。夫れも今年の春頃より價を引上げて。殆んど現金の割合と變らぬ樣にしたる家あり。然れども區によりては。甲の家の湯札にて乙。丙の家へも入浴し得る樣共通の仕掛になしある故。其の便利少しはあることなり。維新前留め湯の流行せし理由は。當時は湯屋にて湯を非常に吝嗇にし。男湯。女湯とも岡湯の前には三助一人づゝ猿坊を持ちて控へ居り。岡湯の入用なる者は之に至て汲で貰ふ。(今の如く直に桶を突込むことなし)。餘り屢々汲みて貰はんとすれば。三助が小言を云ふこともあり。又其の塲所の雜沓大なれば。此等の面倒を避けん爲め留め湯にする人多し。留め湯の人は。三助が兼て數個の留桶に湯を汲みて流しの片隅に重ね置くを適宜に取り來りて使ふことを得れば大に便利なりし(流しを頼む人には。小桶に一杯と留め桶に一杯とを汲みて。重ねて流しの眞中に出し置きて之に供す。兩者の間自から區別あり)。然るを維新後岡湯の番をすること停まり。岡湯には猿坊を付して客人適宜に汲ましめしが。後には猿坊を備ふることなくなりぬ。後世は水槽に備ふる桝も無くなるや如何。

【三助】三助は二人稱には之を番頭さんと呼ぶ。大概越後。能登の者なり。三助は四度の飯を食ふ代りに。大概無給にて。流しの代を收入とす。番臺にては流しの客(月ぎめにても一回限りにても)入來るを見て柝木を叩く。其の數男湯は二つ。女湯は一つなり。此時三助は數取りの札ありて一回毎に一枚を箱の中に投じ置き。湯の拔けて後。其の札と番臺の數取りと照合はして。一人何程(目下なれば八厘)の割合を以て現金を受取る。主人の方にて決して上は前を撥ることなし。三助二人以上あれば。勿論平分に配當するなり。此の收入一人に十二圓位に相當すれば無給とし。其

の以下なれば補助額として月三圓とか五圓とか主人より給料を與ふるなり。此の外。一月と盆の十六日は貰ひ湯と稱し。家屋諸式一切三助が借りたる姿となし。三助仲間にて薪を出し。三助の一人が番臺に坐り。其の補充の三助は他より賴み來り（三助口入宿に至りて之を雇ふ。當日限り雇ふは平常の倍額も掛る。故に三助多き家にては雇はずして濟ます）。其の日の收入を以て之を支辨す。諸式を借りたる返禮としては。三助より主人へ蒿麥を進物とす。此の時客人の多くがお捻りの中へ。例外に多額の湯錢を入れて。持參し吳るれば可なるも。此の類の客少き時は餘り澤山には儲からぬとぞ。故に近年は貰ひ湯を行はぬ湯屋多く。三助には其代りに主人より祝儀の一圓か五十錢宛遣りて濟ますもありとぞ。

【桶無盡】留桶は主人より拵へて渡すものなれど。破損すれば三助が拵へ直すなり。而も三助は自から其費用を出さず。掲示をなして。月極めの流し客より其の寄附を乞ふ。

【三助株の賣買】金を溜めて歸國し。又は一軒の湯屋の株を買て主人となる者などは三助の上乘なるものなり。米屋町。藝者町。魚がし其の他贅澤者の多き場所にては。流しの數非常に多く。三助の收入多きゆゑ。其の候補者極めて多く。罷めて國へ歸る三助あれば。其株を賣りて往く。留桶の所有權なども此中に籠るなり。山の手の收入少き場所にては賣買など云ふことは無しと知るべし。

【湯屋の衞生】熱度は九十度より熱くしてはならぬと今の規則に云へど。實際は百度以上が通例人の這入る溫度なるべし。昔しは職人など熱き湯を好みて。百五六十度の湯に浴し。茹蛸の如くなりて出るを常としたる者にて。熱湯嫌ひの者が水を埋めんと欲するも聽かず。此の湯が熱けりや水槽へ這入れなど。劔鑿を喰はせ。若し同浴者に相談なく一己の考にて埋めさせる時は。其人は糞の樣に惡口さるゝことなりしが。今は勇みの兄い達も痩せ我慢を止めて。餘り熱き湯には入らぬ樣になりぬ。骨董集の文に據れば。伊勢の人尤も熱き湯を好みしかば。伊勢の與市が自國の風にて沸かしたる熱度には。江戸の人熱しとて驚きしことを記せるに。元祿の痩我慢風俗流行してより後。江戸ッ子は熱き湯を好む樣になりたるならん。

昔は風呂の湯を二日以上換へざりし事あり。之を湯を留めるといふ。昔風の風呂なれば風呂の下部に樋口あるゆゑ。之を拔くときは風呂の底なる垢は流れ去りて。上部の湯のみ殘るゆゑ。之に補足をなせば翌日の湯とするに足りしなり。去れど今の如く風呂が半ば地中に埋まり居るものは。底の垢を取り除くの法もなく。風呂の中が明かなれば。湯の汚れ居る時は直ぐに知れ。又警察の規則も嚴なれば。到底湯を留むることは出來ざるなり。

【湯屋主人の苦情】右等の如く規則が嚣ましくなりたるに據り。資本の掛ることは大なるに。收入は昔の割合に多からず。三ヶ日。五節句（五月は菖蒲湯を焚く）。土用の桃湯。冬至の柚子湯等の物日にも昔は捻り錢を澤山に吳るゝ人もありしが。今は去る人誠に少なく。柚子の代などは中々償はざることゝなり。加ふるに客が湯を多く使ふ樣になりたるのみならず。東京にては濱町の綾瀨川の溫泉。淡路町の紋左衞門の溫泉など。湯屋の經濟を知らぬ者が無經驗にて溫泉形の湯風呂を造り始めしは。浴客の爲には愉快なるも。湯の冷めて薪の入ることは倍額にして。引合ふたる者に非ず云々。以上經濟雜誌に記す所を抄略す。其の後浴湯の價は漸次騰貴して。今大人二錢五厘。小兒二錢。三歲以下一錢五厘。流し一錢となれり。

洗湯手引草に湯屋萬歲曆と題して諸沿革を記す。左の如し。一。寬永の始めに爾宜町に洗湯初りて。酒客をいたし。酌取脊中を流し。是を湯女と名づくる。今のよし町也。夫より追々所々え出來て。正保の初に。譯あつて酒客。酌取相止む。湯錢一人前六文づゝにして。當世の湯屋に殊なる事なし。」一。慶安の頃迄は。男女共に洗湯え行に。別に褌を持來りて。是をしめかへて湯に入る。上る時は底淺き下盥にて洗ひ。清し持かへる。是を湯もじと云ふ。其後手拭にて前を隱し。湯に入る事になりしが。下盥は天保の始迄殘り有しが。不淨といふて近頃は一向になし。」一。明和の末迄は。湯錢大人六文。子供四文。安永。天明の頃に錢相場並諸色の高下におうじて。八文五文。又は六文四文と。其時々上り下り有しが。寬政六寅年二月より大人十文。子供八文と相定る。」一。寬政三亥年正月二十七日。世の中風俗宜しからずとあつて。男女入込御停止となる。」一。享和の初頃迄は。客人により銘々の印をつけし大きなる桶を湯屋へ預け有しが。其の頃兩國邊にて湯屋の若もの桶を拵へ置き。脊中を流す人に遣はせる。是を廻し桶と名けて。後におけ無盡はじまる。預り桶は所により殘り有しが。今は大體なし。」一。文化三寅年三月四日。江戸中大火燒原となる。其中にて据風呂湯所々にて焚始む。番組定て後に藥湯と唱へ。湯屋に妨げする故に。番組湯屋より相手取御願申上て。取拂に相成る。」一。文化十四丑年。七番組之內。赤坂組四谷組にて。月に六日づゝ竹林館と名附。藥湯相焚き。三十六組の湯屋より相手取出入におよび。相止む。」一。文化八未年。北國より埃拾ひ來つて。所々の湯屋にて埃古木焚はじまる。」一。文政三辰年。諸國豐作にて。諸色直下被仰出。湯

セムト
セムト

錢壹人前九文に御伺ひの上是を取る。」一。文政五午年十一月。風呂の柘榴口硝子の前戸御停止に相成る。」一。文政の末に。流し板の間より汲溢れを取事はじまる。」一。天保元寅年。二番組と六番組と流木一件出入におよび。佃島勝に相成る。」一。天保三辰年の頃より。年寄。子供出は入宜やうに。風呂の内へ上りふみ段つける事始まる。」一。天保五午年。駈付御役願一件に付。三番組一と組と外九組と縺れあひ。三ヶ年にして後相止む。」一。天保十亥年より。自儘に湯せん十文つゝ受取。同十二丑年。御改革被仰出候に付相止む。」一。天保十二丑年十二月。御改革被仰出。諸株とも追々御取潰しに相成。翌寅年五月十八日。湯錢大人。小人共に壹人前六文に相成る。」一。市中洗湯錢の儀。去る寅年中迄。大人八文。小兒六文つゝ受取來候處。薪米其外諸色直段其砌り引下け候に付。右釣合を以。大人。小人共六文に引下け可受取旨。御沙汰被爲在候に付。右之通り一統受取來り候處。去る巳年中より薪。米其外諸色直段引上け候に付。湯屋共引合兼。難澁仕候に付。當分大人八文。小供四文づゝ受取候樣仕候はゝ。後世取續き可相成趣に付。私共より當月二十五日御伺申上候處。當分之內右之通受取。家業可致。尤當分之儀に付。湯屋共見世え湯錢高張紙等致間敷旨被仰渡。奉畏候。組々早々申通。區々に無之樣可仕候。依之爲後日御請書奉差上候。仍而如件。弘化三午年四月。」右は昨二十九日市中御掛りより被仰渡候間。御達申候。湯屋共見世先等え張札不致樣。御取計可被成候以上。午五月朔日。組合。諸色掛。」右に記す通り。文化七年より江戸中を三十八組に分ち。六十四番の行事頭番を立て。男女湯株三百七十一。男湯株百四十一株。女湯株十一株と定めたり。又同書に云。寛文二寅年。大傳馬鹽町湯屋四郎左衞門町御奉行所え被召出。左之通被仰渡候。」一。遊女爲抱置申間敷候事。」一。火之用心堅相守可申候事。」一湯風呂屋明六つ時より暮六つ時迄焚仕舞可申事。」右三條御觸流し被仰付。其節四郎左衞門御請書差上申候。」一。延寶三酉年十月。前文御觸流し有之。」一。元祿十二卯年六月。前書四郎左衞門(二代目)猶又前御文觸流し被仰付候。」一。享保十一午年八月二十六日。横山町にて新規湯屋取建願候者有之候處。爲御見分御役人方御兩人御出役。隣町差障人有之に付。御差留に相成る。」一。享和三亥年十一月中。町御觸左之通り。町中にて新規湯屋渡世相始候節は。是迄奉行所え願出糺し之上申付候處。以來は願出候に不及候間。有來候湯屋共渡世差障に不相成候樣熟談に及び。差支無之分は町年寄方え願出。差圖可受候。尤先達而相觸候通。男女入込湯決而致間敷候。同渡世のもの共相互に糺し合。若內々にて入込湯致候もの有之候はゞ可訴出。糺しの上急度咎可申付。右之通。御奉行所より被仰渡候間。町中湯屋渡世のものは不及申。家持。借屋裏々迄不洩樣可相觸候。享和三亥年十一月。町年寄役所。以上洗湯手引草に記す所なり。」明治二十三年一月警察令第一號湯屋取締規則を定められ。建物構造等につき規定を設けらる。現今行はるゝところのものとす。

セムトウ　仙洞は。太上天皇の御所をいふ。徒然草に。御國ゆづりの節會おこなはれて。劍璽內侍所わたし奉らるゝ程こそ。かきりなふ。心ほそけれ。新院のおりさせ給ひての春。よませ給ひけるとかや。「とのもりのともの宮つ子よそにして。はらはぬ庭に。花ぞ散しく」云々と。云る是也。仙洞御所の御言を奉するを。院宣といひ。行幸を御幸といひ。皇后を女院と申す。太上天皇は文武天皇大寶三年に。先帝持統天皇を尊て。太上天皇と贈號せられしが始なり。法皇とは仙洞落飾し給ふを云。宇多天皇昌泰二年落飾し給ひ。法名を金剛覺と呼ひたまふ。これ太上天皇法皇になり給ひし始なり。秋齋閑話に。院御所を北面の御所と云。天子より一等下りさせ給ひ。天子は南面と云に對して。院を北面と云。其院御所に仕ふる武士を。北面の武士と云。院御所に限りて。禁中にもなき號なり。後白河院此義を誤り給ひて。北面。東面。西面なとゝ云侍の號を置せ給ふ。難する人ありてやかて止られぬ」といへり(ダジヨウテンワウ參看)。

セムバイキヨク　專賣局は。明治三十二年四月勅令第百七十號を以て設置され。大藏大臣の管理に屬して。葉煙草の檢查。收納。輸入。保管。賣渡。營業免許及專賣取締に關する事務を掌る。同局設置と同時に。明治三十年勅令第百二十一號葉煙草專賣所官制を廢せらる(猶タバコを參看すべし)。

セムバイトクキヨ　專賣特許は。新たに。物品器機を發明して。創造せし者の爲めに。他人の僞作を防き。專賣の營利を與ふるをいふ也。明治四年始めて。これか制條を定め。且右の工業を勸勵せん爲に。特許税を賦せり。然るに。其法幾何もなくして停止せり。其後同十八年に至り。再び專賣特許條例を制定せられ。同廿一年十二月の改正を經て更に此特許法の發布を見るに至れり。依て今玆に四年始て專賣特許税法を布告せしと。及明年この制令の一たび廢止に係りしより。爾後十八年に至り。遂に該法を再興し。尋て現制に至れる沿革を叙すべし。」明治四年四月七日布告。何品を問はす。新に發明する者は。爾來專賣を許すにより。府藩縣管下に於て出願者あらば。民部省に稟問すへし。國內未た開けさる舍密。諸機關。器械。諸器物。武器。織物類。其外都て新に發明し。及び在來の器物と雖も。更に工夫

セム八

を加へ。一層世用の便利を爲すものは年限を以て免許狀を與ふへし。年限は一等を十五年。二等を十年。三等を七年とす。稅銀は年限中一年金五圓を。管轄地方官に前納すへし。但發明の品に應し。稅銀に增減あるへし。免許狀を下付するとも。試賣の爲め。六箇月の間は。稅銀を出さす。七箇月に至り。賣方多き目途あらは。其際一年の稅銀を納むへし。六箇月試賣中賣方惡くして。免狀の返納を願ふは適宜とす。若し七箇月後たらは免狀を返納するとも。其年前納の稅金は返付せす。五年三月二十九日布告。新發明專賣免許のと暫く之を廢止し。向後諸物品新發明する者あるに於ては。地方官にて發明品及其工夫の手續等取調。工部省へ屆出さしむ。」扨此間十八年に至る迄殆と十四箇年廢絕せしが。同年四月十八日更に其條例を發布せられたり」。專賣特許條例別册の通制定し明治十八年七月一月より施行す。」一　專賣特許條例○第一條　有益の事物を發明して之を專賣せんと欲する者は。農商務卿に願出其特許を受くへし○第二條　之を願出るには。其願書に發明の明細書竝必要の圖面を添ふべし○第三條　專賣特許の年限は十五年を超ゆることを得す○第四條　左の諸項に觸るゝものは專賣特許を願出ることを得す。」一　他人の既に發明したるもの(讓受けたるものは此限にあらす)。二　專賣特許願出以前公に用ひられ又は公に知られたるもの。」三　治安。風俗。健康を害すへきもの。」四　醫藥○第五條　軍用に必要又は廣く用ひしむることを必要なりと認むる發明には農商務卿に於て專賣特許を與へす又は既に與へたるものも之を取消すことあるへし。」此場合には農商務卿に於て相當と認むる報酬金を下付す○第六條　專賣特許を願出るの權及ひ專賣の權は相續者に傳はるへきものとす。」相續者に於て專賣の權を相續したるときは三ヶ月以內に農商務省に屆出へし○第七條　專賣の權を他人に讓與又は分與せんとするときは農商務卿に願出へし○第八條　專賣人其發明を改良したるときは追加專賣特許を願出ることを得○第九條　專賣人の發明を改良して專賣特許を得んと欲する者は專賣人の承諾を經へし。」專賣人其承諾を拒み農商務卿に於て改良に妨ありと認むるときは其發明を改良の部分と合せて使用するの特許を改良者に與ふることあるへし○第十條　專賣人は其發明品に專賣特許證の年月日及年限を標記すへし。品柄に由り標記するとを得さるものは其上包等に標記すへし○第十一條　專賣人の名簿及發明の明細書圖面等は。農商務省に於て衆庶の觀覽に供す○第十三條　專賣特許證を毀損遺失したるときは。其再渡を農商務卿に願出へし○第十四條　左の場合に於ては專賣特許無効に歸し其特許證を返納せしむへし。」一　第四條の諸項に觸れたることを發見したるとき。」二　願書竝明細書圖面等に相違の事實あることを發見したるとき○第十五條　左の場合に於ては專賣の權を失ふ。」一　專賣特許證の日附より二年を經て其發明を實施公行せす。又は事故を屆出すして二年間之を中止したるとき」二　專賣特許の發明品を外國より輸入して之を販賣したるとき○第十六條　專賣特許證を下付したるとき及專賣特許無効に歸したるとき又は專賣の權を失ひたる者あるときは農商務省より之を廣告すへし○第十七條　專賣特許を願出る者は。左の免許料を納むへし。但願書を却下する時は之を返付すへし。」一　五年の專賣特許を願出る者金拾圓。」二　十年の專賣特許を願出る者金拾五圓。」三　十五年の專賣特許を願出る者金貳拾圓。」四　讓與分與を願出る者金五圓。」五　追加特許を願出る者金五圓。」六　專賣特許證の再渡を願出る者金壹圓○第十八條　專賣特許の事務に關する官吏は專賣特許を願出ることを得す○第十九條　專賣人其專賣權を侵されたるときは之を告訴し竝要償の訴を爲すことを得。但第十條の標記を爲さゞるときは。要償の訴を爲すことを得す○第二十條　專賣特許の發明品を僞造し若くは外國より輸入し。又は專賣特許の方法を竊用したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す○第二十一條　專賣特許の機械又は方法を以て製造したる物品と同一種類の物品に專賣人の記號に紛らはしき記號を用ひたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す○第二十二條　第二十條の犯罪に係る物品を。情を知て販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す○第二十三條　第二十條第二十一條第二十二條の場合に於ては其物品及犯罪の用に供したる物件を沒收して。專賣人に給付し。其既に賣拂きたるものは代價を追徵して之を給付す○第二十四條　詐僞の所爲を以て專賣特許を受け又は專賣特許を僞稱したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す○第二十五條　第六條第二項第十二條の屆出を其期限內に爲さゝる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す○第二十六條　此條例を犯したる者には刑法の數罪俱發の例を用ひす。第二十條第二十一條第二十二條の犯罪は專賣人の告訴を待て其罪を論し。專賣人告訴を爲したるときは。裁判官に於て假に其告訴に係る物品の發賣を停止することを得。」(附則)明治四年四月七日專賣略規則布告以後本條例布告以前に發明し明治五年(三月)第百五號布告但書に依り屆出たる事物にして之を專賣せんと欲する者は公に用ひられ公に知られたるものと雖とも本條例

施行の日より六ヶ月間に其專賣特許を農商務卿に願出ることを得。」本條例布告以前既に前項の發明を使用したる者は本條例施行の日より一ヶ年內に其使用特許を農商務卿に願出ることを得此場合に於ては本條例第十七條專賣特許の免許料と同一の金額を納むへし。」この後右に付て願書及び明細文例等を布告せられたり。(爰に畧す。)明治二十年四月十八日。勅令第八號。明治十八年第七號布告專賣特許條例第十七條左の通り改正し。明治二十年六月一日より施行す○第十七條　專賣特許に係る願書には左の區別に從ひ證券印紙を貼用せしむ。」一　專賣特許。追加特許三圓。」二　專賣權の讓與分與五圓。」三　專賣特許證の再渡壹圓。」專賣特許證を受くる者は左の區別に從ひ專賣特許料を納むへし。」一　五年の專賣特許金拾圓。」二　十年の專賣特許金拾五圓。」三　十五年の專賣特許金貳拾圓。」二十一年十二月勅令第八十四號を以て。特許條例を定め。商標意匠の特許をも併せて此條例中に規定せり。三十二年三月法律第三十六號を以て特許法を定め。前令を廢す。此法律によりて。工業所有權保護同盟條約國に於て發明の特許を出願したる者。七箇月以內に同一發明に付特許を出願したる時は。其出願は最初出願の日に於て之を爲したると。同一の効力を有することゝなりたり。同年六月農商務省令第十三號を以て。特許法施行細則を定め。同月勅令第二百九十號を以て。特許法意匠法及商標法とも。七月七日より臺灣に施行することを定めらる。」農商務省に於ては。十九年二月官制を定め。專賣特許局を置く。同二十年十二月勅令第五十六號を以て專賣特許局を廢し。更に特許局を置き。特許審査官を設けて。特許局の取扱振及び人民相互の專賣權侵害等に付き。訴ふる者ある時は。之を審判せしむ。同三十一年十月勅令第二百八十二號を以て。農商務省官制を改正し。翌三十二年勅令第二百三十六號を以て。官制中を改正し特許局に專任審判官五人。專任審査官十五人。專任審査官補二十人を置き。審判審査を掌らしむ。同六月勅令第二百七十八號を以て審判事務章程の公布あり。特許。意匠又は商標に關する代理を常業とする者の爲には。同年六月勅令第二百三十五號。特許代理業者登錄規則。及同年十一月農商務省訓令第二十九號特許代理業者試驗規則の發布あり。

セムハク　船舶。【由來及沿革】和名抄云。舟船。方言云。關東謂二之舟一。關西謂二之船一(布禰)。箋注云。說文。舟。船也。古者共鼓貨狄刳レ木爲レ舟。剡レ木爲レ楫。以濟二不通一。象形。又云。船。舟也。釋名。船。循也。循レ水而行也。又云。舟言二周流一也。」また同書に。唐韵云。舶(傍陌反。楊氏漢語抄云。豆具能布禰)。海中大船也。箋注云。今俗呼二廻船一」とあり。本邦造船の業。航海の術。今日の如きに至りしは。皆外人の傳習に起りしものなり。然れども。外交通信の開けざる上古にありても。造船航海のこと舊記に見えたり。學藝志林。橘良平の考に。日本紀神代卷一書云。素戔嗚尊帥二其子五十猛神一降二到於新羅國一。居二曾尸茂利之處一。乃興言曰。此地吾不レ欲レ居。遂以二埴土一作レ舟。乘レ之東渡。到二出雲國簸川上所レ在鳥上之峯一云々。又一書曰。素戔嗚尊曰。韓鄉之島是有二金銀一。若使吾兒所レ御之國不レ有二浮寶一(浮寶は舟なり)者不二是佳一也。(中略)。然後素戔嗚尊居二熊成峯一。而遂入二於根國一者矣。又同卷曰。彥火火出見尊憂苦甚深。行吟二海畔一。時逢二鹽土老翁一。老翁問曰。何故在レ此愁乎。對以二事之本末一。老翁曰。勿二復憂一。吾當爲レ汝計レ之。乃作二無目籠一(一書に作二無目堅間小船一今按に船なり)。內二彥火火出見尊於籠中一。沈二之于海一(一書に作三推二放海中一)。即自然有二可怜小汀一。於レ是棄レ籠遊行。忽至二海神之宮一云々。又古事記上卷曰。稻冰命者。爲二妣國一而入二坐海原一也。(海宮海原等の事古來種々あれども。今按に皆韓地を云なり)。又東國通鑑曰。新羅始祖八年(漢宣帝甘露四年)倭來寇レ邊。聞三王有二神德一乃還。同三十八年(漢成帝鴻嘉四年)春二月。新羅遣二瓠公一。聘二於馬韓一(中略。)瓠公本倭人。初以レ瓠渡レ海而來。故號焉。同南解王十一年(王莽天鳳元年)。倭侵二新羅邊郡一。新羅發二六部勁兵千人一以禦レ之。同脫解王十七年(後漢明帝永平十六年)夏五月倭侵二新羅木出島一。王遣二角干羽烏一禦レ之。不レ克死レ之。と是れ韓地に往來せし證なり。上古の史誤謬なきにあらずと雖も。韓地に往來せしことは明なり。(中畧。)垂仁天皇紀曰。九十年春二月。天皇命二田道間守一。遣二常世國一。令レ求二非時香菓一。今謂橘是也と。是上古支那地方に往來せし證也とあり。また工藝志料云。船は太古よりあり。熊野の諸手船。鳥の石楠船等の名あり。而して其の製作及形狀詳かならず。船の前を閉といふ。船の後を止毛といふ。」神武天皇即位前七年(甲寅の歲なり)。天皇皇居を大和に遷さんと欲す。因て命じて船を造らしむ。船成るに及て天皇之に駕して紫筑を發す。」神武天皇即位前三年(戊午の歲なり)。天皇吉備國(備前。備中。備後の地なり)に在りて。多く船を造らしめ。駕して河內國に到る。本邦に於て。開闢以來船を造ること。此に至て始て多し。」崇神天皇十七年(五百八十年)。天皇詔して曰く。船は天下の要用の者なり。今海邊の民船無きに由て。以て甚負擔に苦しむと。乃諸國に令して。船を造らしむ。調貢を運輸するに便するなり。是の歲船悉成る。本邦に於て。諸國に令して。船を造らしむること此に始まる。」仲哀天皇八年。天皇筑紫に幸す。時に筑前の岡縣主の祖熊鰐。天皇を迎へんとして。爲に九尋の船を造る(左右

の手を伸べて。物を度る是を一尋といふ)。當時船の長さを度るに何尋を以てす。此の時九尋の船は則巨船なり。」同九年是の歳天皇崩ず。神功皇后諸國の船舶を鎭西に集め。兵甲を練る。」神功皇后攝政元年。仲哀天皇の皇子麛坂王。忍熊王父天皇の山陵を播磨の赤石に興さんと欲し。乘船を編て。播磨より淡路に亘し。以て淡路の石を送る。本邦に於て。衆船を編て。橋と爲すこと此に始まる。(所謂る【船橋】なり)。」應神天皇五年。天皇伊豆國に科して船を造らしむ。長さ十丈なり。既にして船成る。試に海に浮ぶ。輕く泛て疾く行くこと馳するが如し。故に其の船を名づけて。枯野といふ。枯野とは船の輕くして疾く行くの稱なり。本邦に於て【船に名を命ずること】此に始まる。當時伊豆の人。能く船を造る故に此の命あり(伊豆の工人は後世に至るまで此の巧を傳ふ)。」同三十一年(九百六十年)天皇諸國に詔して。船を造らしむ。亦調貢を運輸するに便ずるなり。諸國乃船を造りて獻ず。これを攝津の武庫の港内に集む。時に新羅の調使來りて武庫の濱に宿す。一日新羅の亭館忽ち火を失す。即延て聚る所の船に及ぶ。是に由て。朝廷罪を新羅の調使に責む。新羅王某これを聞て大に聳懼し。乃船を造るの良工を貢し。以て謝す。天皇乃令して。其の獻ずる所の工人を攝津の猪名の地に居らしむ。是を猪名部の工人といふ。是より後新羅樣の造法の船本邦に傳播す(按するに本邦の固有の船は。巨材を刳て造る者多し。而して又木板を彌縫して造るもあるも。亦新羅樣の如くなるにはあらざりしなるべし。新羅樣の造法は今に傳ふる者蓋是ならん)。」仁徳天皇六十二年遠江國司上言す。大樹あり大井川に流れ來て其の河曲に止る。其の大さ十圍。本は一にして末は兩なりと。天皇乃倭直吾子籠(ヤマトノアタヘアゴコ)をして其の樹を以て船を造らしめ。南海より將來して攝津の難波の津に致さしめ。以て御船に充つ。倭直吾子籠は當時船を造るの名匠なり。」履仲天皇三年天皇工人に命じて。【兩岐船(フタマタブ子)】を造らしめて大和の磐余の市磯池にうかべて。以て御船と爲す。兩岐船は兩岐の巨木を穿ちて船と爲しゝ者にして。其の形狀は艫は一つにして。舳は兩岐なる者也。當時仍巨木を穿ちて。船を造るの制ありしこと以て見るべし。」推古天皇十六年。小野妹子支那より還る。時に隋國の使者裴世清。妹子と共に來る。朝廷乃飾船三十艘を以て。これを難波の津に迎ふ。【飾船】は錦繡を以て船を飾るなり。本邦に於て船を飾ること此に始る。(按するに隋國の風に倣ふなるべし。此の後舒明天皇四年。天皇大伴連馬養をして船を整飾して唐國の使人高表仁を攝津の難波の江口に迎ふることあり)。」同二十六年。天皇安藝國をして舶を造らしむ。西國に於ては。安藝の工人能く舶を造るを以てなり。本邦に於て舶を造ること此に始まる。」白雉元年。孝徳天皇倭漢直縣。白髮部連鐙。難波吉士胡床を安藝に遣はして。百濟樣舶二隻を造らしむ。本邦に於て百濟樣の舶を造ること此に始る(百濟樣の舶の製作今に於ては詳ならず。)」齊明天皇六年。天皇新羅を討たんとして。駿河國に勅して。船若干を造らしむ。當時駿河の工人は。能く船を造るを以ての故なり。(東國に於て伊豆。駿河の工人能く船を造る)。」文武天皇四年。天皇使を周防に遣はして船を造らしむ。當時西國に於ては周防及安藝の工人の能く船を造るを以ての故なり。」大寶元年。文武天皇使を河内。攝津。紀伊に遣はして船三十八艘を造らしむ。水行に備ふるなり。當時近畿に於ては河内。攝津。紀伊の工人の能く船を造るを以ての故なり。」和銅二年。元明天皇越前。越中。越後。佐渡をして船一百艘を造り。以つて陸奥の征狄所に送らしむ。齊明天皇より元明天皇に至て。船を造ること盛んに興る。其のこれを造るや。諸貢物を運輸するを以て專用と爲し。其の他は事ありて師を出すに備ふ。商賈の販賣の諸物を運送するが如き甚罕なり。」養老六年。當時歸化せる所の唐人王元仲。始て【飛舟】を造て獻ず(飛舟の製造詳ならず)。元正天皇これを嘉賞して。王元仲に從五位下を授く。」天平四年。聖武天皇詔して東海。東山。山陰。西海の四道をして。米穀百石以上を税するに勝ふる船を造らしめて。兵船と爲す。」同十八年。聖武天皇詔して。安藝國をして大舶二艘を造らしむ。本邦に於て大舶を造ること此に始まる。」天平寶字二年。淳仁天皇播磨及速鳥に從五位下を授く。其の冠は錦を以て造る。播磨及速鳥(播磨。速鳥は舶の名なり)は竝に遣唐使の乘る所の者なり。本邦に於て【舶に位を授くること】此に始まる。」同三年。淳仁天皇詔して。船五百艘を造らしむ。北陸道諸國八十九艘。山陰道諸國一百四十五艘。山陽道諸國一百六十一艘。南海道諸國一百五艘。竝に閑月を以て營造し。三年の内に功を成さしむ。新羅を征せんが爲なり。」寶龜九年。遣唐使發す。洋中に於て難風に遭ひ。怒浪船の左右の棚根を打破す。棚は即布奈多那(フナタナ)といふ者にして。水手の之に登て楫棹を執る處なり。(布奈多那を造ること其の始詳ならず。其の史册に載する者は。此を以て始と爲す。故に此に掲載す)。艇には棚を構へず。是を棚無小舟といふ。以て棚あるに別つ。又これを比良多布禰といふ。又小舟に丹艣を施す者あり。是を阿氣乃曾保布禰といふ。又邇奴利乃布禰といふ。(船に棚を構ふると。及丹を施すこと。其の始詳ならず。按ずるに是等の制。推古天皇より齊明天皇に至る間に於て起る歟)。」元慶八年。光孝天皇詔して近江。丹波の兩國をして。各高瀨舟三艘を造らしむ。其の二艘は長さ二丈一尺。廣さ五尺。一艘は長さ二丈一尺。廣

セムハ

さ五尺、二艘は長さ二丈。廣さ三尺なり、而して之を神泉苑へ送らしむ。（本邦に於て高瀨舟を造りしこと。其の始必是の前に在るべし。而れども史册に載する所は、此を以て始と爲す、故に此に掲載す）。」延喜年間。支那大に亂る。朝廷因て遣唐使を廢す。爾來大舶を造ることも亦自止む。」寬仁二年。是より先。藤原道長太政大臣に任す。是に至て道長盛に京師の京極の第を營む。此の際道長高門貴族等。龍頭鷁首の舟を造て。以て園池に泛ふ。其の美麗人目を驚かす。既にして唐破風を用ひたる樓船を造り。之を加茂川及宇治川等に泛て。以て水行に便す。是を唐屋形船といふ。（後世に至て龍頭鷁首の船を造ること無し。朝廷及搢紳の權衰へて。之を造るに費用支へざるを以ての故なり）。」建保四年。征夷大將軍源實朝支那に航せんと欲す。而して大舶無し。時に支那（支那は時に宋の代なり）の人陳和卿といふ者あり。來て本邦に在り。實朝これに命じて大舶を造らしむ。」同五年。陳和卿の造る所の大舶成る。悉く宋樣に倣ふ。時人これを唐船といふ。實朝これを海に泛べて。以て其の運轉を試んと欲し。數百人に命じてこれを由比浦に致さしむ。而して舶甚重きを以て竟にこれを轉ずること能はず。舶は徒に朽壞す。是の時に當て本邦の工人巨舶を造るの巧を傳ふる者なし。故に支那の工人に命じて之を造らしむ。而れども其の造法或は精詳ならざる歟。竟に轉ずること能はず。當時造船法の衰へたること以て見るべきなり。」天授六年。征夷大將軍足利義滿始て使者を支那（支那は當時明の代なり）に發遣す。因て大舶を造る。本邦に於て大舶を造ること是に於て復起る。」應永十三年。義滿周防國主大內盛見に命じて。巨舶を造らしめ。支那及朝鮮の事を宰り。以て貿易を行ふ。既にして和泉の堺の商賈鎭西諸國の大名。及商賈等も亦各巨舶を造り。以て海外に航し。盛に貿易を行ふ。是に於て諸國巨船を造ること歲月に多し。」天正十九年。豐臣秀吉朝鮮を征せんとして。令を諸國に下して大舶を造らしむ。高十萬石に於て大舶二艘なり。秀吉自ら有つ所の地は高十萬石に於て。大舶三艘中舶五艘を造らしむ。且曰く。舶成るに及ばゞ。之を攝津。播磨。和泉の港口に致すへしと。秀吉又た一大舶を造る。號して日本丸といふ。本邦に於て船名を某丸といふこと此に始まる。」文祿元年。諸國に於て造る所の舶悉成る。秀吉其の費用を諸國に與ふ。神武天皇より以來舶を造ることの多き。此の如きは未曾これあらざるなり。是より先船を造るの工人大阪に聚り。其の業甚繁し。是を大阪天滿の船工といふ。是に至て其の業滋盛なり。」寬永十二年。征夷大將軍德川家光制して。嚴に米五百斛積以上の船を造るを禁す（兵に用ひる者と云へども亦嚴に禁す）。爾來大舶を造る者無し。但商船に至ては此の限に非ず。是より先。家光工人に命じて。大舶を相模の三浦の三崎に造らしむ。是の歲に至て成る。家光此の大舶を造ることは。祖父家康の遺訓を遵守して。以て　上の城郭と爲すなり。是に於て軍艦の大なる者は。海內に獨この船のみ。號して安宅丸といふ（後世これを破却す）。」寶曆年間。此の際幕府及大名。或は塗船を造る。其の色は蠟色。朱塗。鐵丹塗。眞塗。花塗。溜塗。かき合せ塗。ちやん塗等あり。船に漆を施すことは唯裝飾するのみに非らず。輕駛に便ずるなり。又丹青を以て輕舟を彩り畵がける者あり。是を伊達小早といふ。」嘉永六年。德川家定諸大名に令して。大舶を造らしむ。外寇に備ふるなり。是に於て大舶の製造復起る。而して制を西洋に倣ふ。時人因て異國形の船といふ。皆日章の旗を建て以て西洋諸國の船に別つ。」慶應三年。征夷大將軍德川慶喜職を辭す。庶政皇室に歸す。爾來大舶の製造の巧歲月に進步す。因て從來の船舶と異國樣の船舶と竝に水行に便ず。從來の船舶を造るの工人は。諸國に多しと云へども。而れども大阪の工人を以て。秀逸と爲す。今仍然り。」以上古來よりの造船竝に航海の大要を知るに足るべし。

【船材】は上古より樟と杉とを以て之れを造れり。神代卷一書曰。素戔嗚尊已而定ニ其當レ用。乃稱レ之曰。此兩樹者可ニ以爲ニ浮寶一。」また古事記上卷曰。次生神名鳥之石楠船神。亦名謂ニ天鳥船一。神代卷曰。次生ニ蛭子一。雖ニ已三歲一。脚猶不レ立。故載ニ之於天磐櫲樟船一而順風放棄。」播磨國風土記曰。明石驛家駒手御井者。難波高津宮天皇之御世。楠生ニ於吉一。朝日蔭ニ淡路島一。夕日蔭ニ大倭島根一。仍伐ニ其楠一造レ舟。其迅如レ飛。一檝去ニ越七浪一。仍號ニ速鳥一云々。」橘良平按に。櫲樟楠の三種古來共に「クス」と訓すれとも各異なり。小野蘭山か本草綱目啓蒙に。櫲は一名釣樟。和名詳かならす。樟はクスノキ。楠はユヅリハとありて。皆相類するの木なり。支那にては共に造船の良材とすれとも。我國にて船材に用る所は樟の一品なり。と云はれたり。また杉を以て作れる船は。古事記垂仁天皇の段に曰。在ニ於尾張之相津一二俣榲作ニ二俣小舟一而。持上來以。浮ニ倭之市師池輕池一。率ニ遊其御子一云々。攝津國風土記曰。美奴賣松原。今稱ニ美奴賣一者神名。其神本居ニ能勢郡奴賣山一。昔息長足比賣天皇。幸ニ于筑紫國一時。集ニ諸神祇於川邊郡內神前松原一。以求ニ祉福一。于レ時此神亦同來集。曰ニ吾亦護治一。仍諭之。曰下吾所レ住之山有ニ須義乃木一。各宜材。採爲レ吾造レ船。則乘ニ此船一而可ニ行幸一。當有中幸福上。天皇乃隨ニ神教一。遣ニ命作レ船。此神船遂征ニ新羅一云々と。是杉を以て船を作れるの證なり。」また其の舟に鰐魚の形なる船あり。神代卷一書曰。彥火

セムハ

火出見尊。留二住海宮一已經二三載一（中畧）。於レ是乘二火火出見尊於大鰐一。以送二致本郷一。古事記上卷曰。大穴牟遲神。見二其菟一（菟は人名なり）。言。何由汝泣伏。菟答言。僕在二淤岐島一。雖レ欲レ度二此地一。無二度因一故欺二海和邇一言。吾與レ汝欲三競計二族之多少一。故汝者。隨二其族在一悉率來。自二此島一至二于氣多前一。皆列伏度。爾吾蹈二其上一走乍讀度。於レ是知下與二吾族一孰多上。如レ此言者。見レ欺而列伏之時。吾蹈二其上一讀度來。今將レ下レ地。吾云。汝者我見レ欺。言竟。即伏二最端一和邇捕レ我。悉剝二我衣服一因レ此泣患者云々。神代卷一書曰。火折尊（彥火火出見尊なり）。愁吟在二海濱一。時遇二鹽筒老翁一老翁問曰。何故愁レ若レ此乎。火折尊對曰。云々。老翁曰。勿二復憂一吾將計レ之。計曰。海神所レ乘駿馬者八尋鰐也。是竪二其鰭背一（旗也）。而在二橘之小戶一。吾當與レ彼者共策。乃將二火折尊一共往而見レ之。是時鰐魚策レ之曰。吾者八日以後方致二天孫於海宮一。唯我王駿馬一尋鰐魚。是當二一日之內必奉レ致焉。故今我歸而使三彼出來一（中畧）。故天孫隨二鰐所レ言。留居相待已八日矣。久之方有二一尋鰐一來。因乘而入レ海云々。又一書曰。彥火火出見尊及レ至レ將レ歸（中畧）。已而召二集鰐魚一問レ之曰。天神之孫。今當二還去一。儞等幾日之內將レ作二以奉レ致。時諸鰐魚各隨二其長短一定二其日數一。中有二一尋鰐魚一。自言一日之內則當レ致焉。故即遣二一尋鰐魚一以奉レ送焉云々と。是皆船人を竝せて之を鰐と稱へしの證なり。又仲哀天皇紀曰。八年春正月幸二筑紫一。時岡縣主祖熊鰐（熊鰐は人名にあらず。船人の稱なり。熊と稱するは勇猛首長を云也）。聞二天皇車駕到一。豫拔二取百枝賢木一。以立二九尋船之舳一。而上枝掛二白銅鏡一。中枝掛二十握劍一。下枝掛二八尺瓊一。參二迎于周芳沙麼之浦一（中畧）。既而導二海路一自二山鹿岬一。廻之入二岡浦一。到二水門一。御船不レ得レ進。則問二熊鰐一曰。朕聞汝熊鰐者。有二明心一以參來。何船不レ進。熊鰐奏レ之曰。御船所三以不二得レ進者。非二臣罪一。是浦口有二男女二神一。男神曰二大倉主一。女神曰二菟夫羅媛一。必是神之心歟。天皇則禱二祈之一。以二挾抄者倭國菟田人伊賀彥一爲レ祝令レ祭則船得レ進。皇后別船自二洞海一入之。潮涸不レ得レ進。時熊鰐更還之自レ洞奉レ迎二皇后一云々と。是れ船人を指て直に鰐と稱するに至りし證なり。」また龜の形の如くなる形あり。神代卷一書曰。豐玉姬自馭二大龜一將二女弟玉依姬一。光レ海來到云々。又古事記神武天皇の段に曰く。於二吉備之高島宮一八年坐。故從二其國一上幸之時。乘二龜甲一爲レ釣。乍打羽擧來人。遇二于速吸門一云々。之を日本紀には有二一漁人一。乘レ艇而至とあり。艇は小船なり。然るときは。龜は即ち船形に依て名くるものなり。是れ上古に此形の船ありし證なり。」また蘿藦殼の形の如くなる船あり。古事記上卷曰。大國主神坐二出雲之御大之御前一。時自二波穗一乘二天之羅摩船一而內二剝鵝皮一剝爲二衣服一。

有二歸來神一云々と。是其證なり。蘿藦實の殼は。之を割れば。其形舟の如し。故に之を羅摩船と名くるなり。然るに神代卷一書に。此事を記して以二白蘞皮一爲レ舟以二鷦鷯羽一爲レ衣とあれとも。今按するに。白蘞は蘿藦と異なりと雖も。古來共に之を香我美と訓すれば。是亦蘿藦のことなり。其皮を以て舟に爲るとするものは。撰者の私意を以て文を飾りたるものにして。即ち蘿藦殼形の船を云なり。是れ今用る所の。小船と同形なるものなり。」大木を鑿て船と爲すあり。古事記曰。二股榲を作二二股小舟一云々。本居宣長か古事記傳に曰く。二股榲を以て作れるなれば。其一つ木のかぎりを二股の隨に鑿れる舟なるべしと。上古は工業精しからざるが故に。此の如き鑿船多く有たるなるへし。仁德天皇紀曰。有二大樹一。自二大井川一流之停二于河曲一。其大十圍。本一以末兩。時遣二倭直吾子籠一。令レ造レ船。而自二南海一運之將二來于難波津一。以充二御船一也と。又前に載る。播磨國風土記の楠の如き。特に大木を以て御船と爲すを見れは。上古は大船と稱する船も。皆鑿船にてありしやも計り難し。上古のみならす。近世に至ても此船あり。文化元年出版大日本道中行程細見記に曰く。出羽國秋田郡荷上場より。小繫に至るの一里の間は陸道なし。野代川の河上を舟にて往來す。大木をくりたる舟にて。一人竝に乘るなりと。其他北海道にも今尙如此船ありと聞く。然るときは上古に如此船ありしを知るべし。」また竹を編て船とするあり。神代卷曰。乃作二無目籠一內二彥火火出見尊於籠中一。沈二之于海一。同卷一書曰。因取二其竹一。作二大目麤籠一內二火火出見尊於籠中一。投二之于海一。一云。以二無目堅間一爲二浮木一。以二細繩一繫二著火火出見尊一。而沈レ之。所謂堅間是今之竹籠也。又一書曰。乃作二無目堅間小舟一。載二火火出見尊一。推二放海中一。と此事に付種々の說あれども。爲二浮木一と云ひ。推二放海中一と云ひ。又古事記に此事を記して。即造二無間勝間之小船一。載二其船一。以教曰。我押二流其船一。差暫徃將有二味御路一云々。とあるを見れは。是竹を編て船と爲すものにして。今の竹筏の類なるへし。又按するに。神代卷の又一書には。有二一尋鰐一來因乘而入レ海とも有れは船內に竹を編て。屋形樣の物を作りて。尊を入れしにてもあらんか。然なればとて。竹を編て作れる船なきにあらず。孝德天皇紀に遣唐使の船覆沒せし時。門部金が竹を採て筏を作りしをあれば。上古にも如此もの多く有りたるを知へし。」また葦を編みて作れる船あり。古事記上卷及び神代卷一書に曰く。生二子水蛭子一。此子者入二葦船一而流去。云々。本居宣長か古事記傳に曰く。葦を多く集めてからみ作りたるにてもあるべし。彼の無間堅間之小船など思ひ合すべしと。是れ葦を編て作りたる船なり。然るに之を神代卷の本文には載二之於天磐

セム八

櫟樟船ニ而順レ風放棄とあれども。葦船の名の傳はるを見れば。是亦此船ありし證なり。」また瓠を裝置する船あり。東國通鑑に曰く。瓠公本倭人。初以レ瓠渡レ海而來。故號焉と。又古事記仲哀天皇の段に曰く。眞木灰納レ瓠。亦箸及比羅傳多作。皆々散ニ浮大海一以可レ度。故備如ニ教覺一整レ軍雙レ船度幸云々と。古事記傳に曰く。多作とは。箸と比羅傳とを云る如くなれど。多は眞木灰納たる瓠をもかけて云るなりと。是則ち瓠を裝置する船あるの證なり。上古は船の製造未た巧ならず。船體重くして動もすれば。沈み易きかゆゑ。瓠は輕虛にして水に入て沈まさるを以て。之を船の四方に多く裝置して。輕浮ならしめしにても有るべし。」また埴土を以て飾を爲す船あり。神代卷一書曰。素盞嗚尊。以ニ埴土一作レ舟。乘レ之東渡。と是なり。埴は黏土なり。赤土黃土の兩種あり。上古は染料に乏し。故に埴土を以て衣服器物等に塗りて色とりしこと多し。播磨國風土記曰。息長帶日女命。欲レ平ニ新羅國一。下坐之時。禱ニ於衆神一。爾時國堅大神之子。爾保都比賣命者國造石坂比賣命教曰。（中畧）。如レ此教賜。於レ此出ニ賜赤土一。其土塗ニ天之逆桙一。建ニ神舟之艫舳一。又染ニ御舟裳及御軍之着衣一云々。古事記雄畧天皇の段に曰く。爾赤猪子之泣涙悉濕ニ其所レ服之丹摺袖一云々。萬葉集の歌に曰く。岸之埴布爾仁寶播散麾思乎。又曰く。住吉能岸之黃土粉二寶比天由香名なと。是其證なり。以ニ埴土一作レ舟は。埴土を以て船を染しにて。此の如きも。上古には多く有りしなるべし。」又名を命し位を授けし船あり。神代卷に。天磐櫲樟船鳥磐櫲樟船あり。古事記に之を尊崇して。鳥之石楠船神。天鳥船神と云り。又神代卷に熊野諸手船。天鳩船。天鳥船等あり。神武天皇紀に。天磐船あり。應神天皇紀に枯野あり。續日本紀に佐伯。播磨。速鳥。能登等あり。此四船は共に從五位下を授て。之を尊崇せり。萬葉集に手師乎あり。上古は御物寶器等の貴重なる物品を神と稱して尊崇せしは。常の事なれば。是等の船も皆當時の御船。及大船等なれば。或は神と稱し。或は名を命し。或は位階を授けて之を尊崇せしものなり。」とあり。去れば上古と雖も種々なる造船の法ありしが如し。且三韓と交通以來造船の業進歩して。既に仲哀のとき九尋の船を造るとあれば。當時長さ七間五尺の船ありしこと疑ふべからず。此れより歲々支那國と交通頻繁なるに從ひ。貿易。調貢。征討。留學の事起り彼我互に相渡航するに及びて。本朝大舶の製造を勵まし。豐臣氏のとき終に拾萬石の大舶を造るに至れり。」德川氏の時。耶蘇の亂以後。内外の交通を禁じ。龍骨ある大船を造るを禁ぜり。然れども薩摩は幕府も手の付け難かりし國とて。島津侯の船のみは。維新前までも琉球通ひに龍骨ある者を用ひ居たり。實際斯くあらずんば。大洋の航海も出來まじく。幕府も内々は之を知り居たるべきも。默許し居たる者なるべし。其他唯ゞ伊達政宗の黑船。幕府の安宅丸。水府の快風丸あり。之を德川時代の三大舶と云ふ。然るに嘉永年間外舶近海に來りてより。幕府其大舶なるに驚き。我國彼に對するの大舶なきを憂ひ。俄に諸侯をして。大舶製造の業を促せり。去れば薩州に於ては琉砲船と云ふ大舶を製造せり。嘉永明治年間錄安政二年二月の條に。薩州に於て製造の船琉砲船江戸海に着す。琉砲船長十五間檣三本出し共裾黑の帆標帆三段に掛け。中程に裾黑の吹流し付。艫の方日の丸並轡の紋船標小幟布交の吹貫を立つ。」同八月十四日。松平修理大夫自國製造船昌平丸を獻す。三年七月十七日昌平丸。君澤形兩船乘試あり。君澤形は露國人が伊豆にて製造せしもの也。是より先。安政元年十一月露西亞軍艦フリゲート形デ井ヤナ號。下田港錨泊中。海嘯の爲めに艦底を破損し。後ち駿河の宮島沖に沈沒するや。艦長フーチヤチン。造船に適するの地を相模。駿河に相して得ず。遂に伊豆の戸田灣に來るや。灣の天賜の船渠を成すを見。欣然として措く能はず。乃ち幕府に乞ひて駿豆境上の松材を伐り。スクーテル一隻を造り。士官水兵を載せ以て本國に歸航す。當時這般のスクーテルを造るや。露人は戸田の村民を使傭せしを以て。村民は伊豆人たる先天の造船的技能と共に。外國形船的築造の事に通曉し。後年幕府の命に依り。更に同形船六隻（戸田は伊豆國君澤郡に在るを以て。キミサハ形と稱す）。又た幕府の横須賀に船渠を開くや。當時露人に就て習得せし戸田人上田寅吉は。横須賀造船所創業の工長となり。同造船所の職工は今に伊豆人最も多く。又夫の日本に於て西洋形造船場を。初めて私立せし緒明菊三郎（今の東京品川第六砲臺なる緒明造船所々主）の如き。大阪難波島に造船場を開きたる佐山芳太郎の如き皆な戸田人たり。其他龍骨を以て造船臺を作り。首材後材を建て。肋材を植ゑ。船渠を固首して外板に及び。或は緊帶諸部を以て銅板に及び。或は松の根を蒸燒してターを調製し。生漸にターを浸入せしめて後ち索を綯ふが如きは。皆な本邦に絕えて無き所のもの。是より初めて島帝國に傳はれり。其の本邦造船術に全然たる大革新を作しゝもの偶爾にあらず。又た露人のスクーテルか戸田に造るや。各藩の士人造船の術を習はんとし。將た又た其の動靜を偵察せんとし。姓名を變じ服裝を更て此所に來る者。長藩の桂小五郎（木戸孝允）。杉孫七郎等比々相踵ぐ。戸田に於ける造船の擧の。直接間接に日本の新文明に資せしもの眞に多大なり。」安政四年十二月十八日旭丸軍艦造立成功。萬延元年七月十八日。御軍艦操練所に於て陪臣に至る迄修業するを許す。右

の如く。幕府頻りに大船製造の儀を奬勵してより。諸侯奮つて其工事を起せり。然れども其技術外舶に及ばざるを以て。幕府を始め諸侯もまた終に蘭人に托して。外舶を求む。此に至つて我國軍艦の制外邦に傚へり。明治革新後海軍の微弱なるを以て。政府此に各國製造の大艦を購求し。次第に其數を增加せり。明治三年相州横須賀に造船場を設け。始めて外國人をして。西洋形造船の術を教授せしむ。此れより本邦に於て軍艦竝びに大舶を製造して。近年其技術外國に劣らざるに至れり。

【龍頭鷁首】といふは。和漢三才圖會に。「貴人船前畫二龍及青鷁一者。鷁能所三以防二水鳥一。皆欲二船不一レ溺二波浪一。謂二之龍頭鷁首一。又曰レ舟爲レ艦。亦此意也。といへり。」

【伊豆手船】は伊豆國にて製造したる船を云。和訓栞に。伊豆手船と萬葉集にみゆ。註釋に伊豆出舟の義とす。伊豆國の舟の事は應神紀に見ゆ。舟の製にて云にや。一說に五手船の義。二人を一手といへば。十人こぐ船にて今十挺立小早といふ是也とぞ」とあり。また山彦冊子に。手は手人(何にても其の物を作る人を手人といへり)などの手にて。作るてふ義なるべし。伊豆國は。上古より船を造るに。巧なる國と見えて。應神紀。五年冬十月。科二伊豆國一令レ造レ船。長十丈。船既成之。試泛二于海一。便輕泛疾行如レ馳故名二其船一曰二枯野一と。あるをはじめにて。其後にも。これかれ造らしめられたる事見ゆ。又此國を除ては。紀伊國熊野。筑紫松浦などぞ。其の名を得たりけらし。其國何れも良材多く。且は海路離れざる國なれば。自づから船を造るに堪ふべき也。さて其國々にて造れる船ども。各其製法異にして。よそながら打見ても。此は熊野船。彼は松浦船とやうに。其形にて。見えわかりつと見えたり。」といへり。

【屋形船。屋根船】嬉遊笑覽云。江戶にて。涼み船やかた船の事は。落穗集に。葭原町より傳奏屋敷へ遊女船に乘召れ參る節。船の上には苫覆を致し。幕簾などをかけ候儀を手初めに致し。外々にも屋形船と申ものは始候由。昔々物語に。昔慶長の比(慶長十九より寬延三まで百三十七年)。夏暑氣强き故。諸人涼の爲に。ひらた船に屋根を仕掛け。是をかりて淺草川を乘廻す。是船遊びの初也。翌年の比より大名衆も出しに。大勢の供ゆゑに。船狹く有し故に。次第に船を大きく拵らへ。四五間も有る船に成。承應の比。船遊び盛にて。明曆中の正月大火事。翌年に至り御城の御普請。其外大名衆普請にて。船は小船まで材木を運送する故。涼の屋形なく。三四年舟遊山止み。萬治の比又はやり。大名衆も出らるゝ故。七八間の屋形に拵へ。後は川一丸。關東丸。大關東丸。山一丸。くま丸。十間一丸なとゝ名付け。大なるは拾壹間あり。御旗本は鎗を船に入。是をみえの樣にせし也。尤大身は。用人に戾子肩衣着するもありし」とあり。また嬉遊笑覽云。紫一本に。東國丸は。淺草河の船なり。これ大船の初なり。山市丸は日本橋の船なり。屋かた八間にしきり。東國丸より大きし。熊市丸は九間にしきりし故の名なり(異本に江戶橋の船なり)。神田市丸。神田にて壹番大きなる船なり云々。また熊市丸といふ船に。紅葉のまんまくをはしらかし。かつら棹に蘭の梶ともいふべく。かさりたる船に。いかりをおろして。幕を高く卷上たるを。はるかに見入たれば。年の齡二八ばかりの女十二三人。時花染とも着流して。當世風流伊勢音頭さすやうで。さゝぬは人待宵のから木戶。またもさすものは追手の風にみなれ棹。さすや汐時に川市丸に打乘。江戶橋の下より漕出したや大川一。涼しき風のふく市丸。勢ひかゝる虎一丸。西國丸や。北國丸。東國丸も出たり。かゝる繁昌の江戶市丸へ。浦々の湊丸より押出す。穀船千石丸。萬石丸。二丁立も見えたり。淺草川をのぼりつゝ。觀音丸を脇にみて。山の宿の際に付て。漕けはまつちの山市丸。まさりたりや都丸。三谷にての太夫衆。その高尾丸。吉野丸に。吉田丸。姿の相生の。末吉丸と祈る。伊勢丸。百足丸有とな。辨才天の船頭も。仕合がよからば花市丸に櫻丸の粧ひ。かゝる君達に手枕丸。むすびよらはや泉丸。高砂丸や住吉丸大福丸にならふ。けふは日和の波吉丸に打乘て。棹の雫に袖打濡て。さすやうでささぬはなんどゝ謳ふ。やがて遺佚がよむ。「淺草の川のおもての船遊び。こひになりつゝ身もをとるなり」。此舟ばかりにあらばこそ。暮時分になれば角田川牛島。金龍山駒かた堂。こゝかしこの下屋敷。町屋〳〵の茶屋やしき。かけ置たる船ども。水の面も見えぬ迄に漕くだせば。兩國橋のうへ御藏前のあたりより。下は三股をきり。深川口。新川口をまん中にて。かけならへたる舟ども。幾千萬といふ數をしらず。殊更延寶巳年より。伊勢をどりはやり。老たるも若きも。よきもあしきも。坊主も。女も。うき立て踊る頃なれば。鼓大皷でをどるもあり。琴三線にてはやすもあり。尺八小弓で合するも有り。女をどり。男をどり。武士踊。町人踊。引汐に任せて。流し船にて踊るも有り。さす汐にろを立。のほり船にて踊るもあり。此屋形の外にをどり見物とて出るも有り。月をみむとて出るも有り。涼みに出る船もあり。餠賣酒うりまんぢう賣り。てんがく糞うりさかな賣り。冷水冷麥ひやし瓜。蕎麥切めせとふもあり。花火船をよびかけて。一艘ぎりにたてさする。しだれ柳に大櫻。天下太平文字うつり。りうせい玉火手ぼたんや。蝶やふとうに車火や。是は仕出しの大からくり。ちうてん立傘御覽ぜよ。火うつりの味はつかまつゝたり。天下一あつちやあ〳〵とほむる有り。北も南も西東。こゝかしこにてたてあくれば。たゞ日中

のごとくなるに。玉火の出る筒の音。りうせいのあがる羽音。人のわめく聲にて心しづかにこぐ船なしといへり。此外に川武丸といふ有り(但し異本のかたには川市川武有り)。田舍句合(延寶八年)第十四(左勝)「月さそふ詩の舟か山市か川武か」。桃青が判云。公任卿歌の船にのりて。秀歌よみ給ふよし。これは是山一丸。川武丸の船ばたを敲て。いかなる秀歌うたふにや(踊り船古畫に往々見ゆ。其頃船遊びのさかりなる事。江戸繁昌しそめてより。たぐひなかるべし)。近き頃また中洲に。茶屋出來しころの賑はひを聞に。かゝり船の小緣をつたひ。船から船にかよへば。岸に至るゝ迄に。船こみたる事などありしとなん。菱川師宣が。百女の雙紙。すゞみ船の處。やごとなき女中の。やかた船に風をさそひ。すみだ河のほとりへ涼みにとて。船に幕うち廻し。人を忍ぶのむすめ子も三味せん琴などのつま音。けふこそはいきとしいけるうちの思ひ出(元祿八年の刻なり)。又諸艷大鑑に。わすれては春の夜や。花火のさかりをみんと。淺草河の暮をいそぎしに。九間市丸の大船。金銀のかざり涙にうつりて。みるに小座敷九つ有に付て。名のおもしろし云々。また一間には祝彌四郎かゝりのがはりまがきのつれ歌。永閑ぶしの道行。艫の間には。伊勢守が斗樽。高砂屋の白味噌。川越瓜の組籠。青鷺は大汁。眞鰹はさしみ(鈎庭云。江戸には此魚たま〳〵あるともあれど。いと〳〵めづらし。昔はさもなかりしにや)。取交てのさわぎ。世間も恐れず。天下の町人なればこそ。一日五兩の船賃は出せ。これさへ奢と詠め行に。河武丸といふ船に。八疊釣の紋紗の蚊屋。乳緣ひどんす四角の唐房。匂ひの玉簾かせ。軸簾の内には人も大勢あると見えし云々(貞享元年作)」と見ゆ。右の如く次第に遊蕩奢侈を極むるに及び。幕府其制度を定む。寬文八年申三月萬事儉約御法度の内に。遊山船金銀之紋座敷之内繪書申間敷事とあり。其後度々法度出たり。難波にてはこれを【屋形御座】とも(もと高貴の乘船にて。二階あるを云しが。其稱をとりて屋形あるをば然呼べり)。【御座船】ともいへり。京師にもありと見えて。洛陽集(延寶)嵐丸闘吹越て夏もなし」と云句あり(桂川の船なるべし)。野省記(前攝政桂山莊會事)に。寬仁元年十月十二日丑辰刻許。被レ參二桂山莊一。到二大井河傍一。南行二於寶殿邊一乘レ船。注に屋形船二艘。其外有二橋船一。前攝政被レ設二菓子干物等一。船中勸レ酒云々。(船の屋形と云ふも。平家物語。源平盛衰記等にもみゆ。和名抄に。車蓋を屋かたと訓す。車も船も義はおなし)。享保の頃に至りて。江戸川筋のやかた船。水道橋に六。昌平橋二。和泉橋七。江戸橋六。淺草橋十二。木挽町十三。南八丁堀四。北八丁堀三。芝金杉四。牛込八。兩替町五。土手藏九。本町河岸七。後藤がし五。鎌倉がし二。本所二ッ目一。總計九十九艘なり。川市丸。櫻丸。高砂丸。川吉丸。福市丸同名多し。天和二年戌七月二日町中に有之借し屋形近年大き成船共相見え候に付。今度船の寸法御定被成候間。只今迄持來候共御定より大成屋形船。自今後は堅借申間敷候。尤所々之川岸〳〵にも繫ぎ置申間敷候。屋形船寸尺之覺。船長さミヨシ際より戸たて迄四間三尺。表梁間四尺六寸。胴の間梁間六尺五寸。但中敷居に致仕切可申候。艫の梁間五尺五寸。表の小間長さ四尺八寸。胴の間長さ一間三尺。筒の間長さ一間一尺二寸。艫の間長さ一間。屋根の高さ。板子の上棟木の下端迄五尺。軒の高さ船端より三尺七寸。軒の出端一尺一寸。間數胴の間筒の間此二間より外は仕間敷候。」とあり。又貞享元年子六月二十九日町中にて屋形船むさと造り申間敷候。向後新規に造度存候者は。前方町年寄へ相斷差圖次第可仕云々。正德三年癸巳三月二十七日二挺立三挺立之船。御停止に成候上は。右の船來月九日迄に不殘解船に可仕候。無據仔細有之。新規に茶船拵候者は。向後月番の番所へ相伺可申事。同三月晦日屋形船の儀百艘に御定。燒印札相渡置候上は。武士方より預り候屋形船。並御支配違より預り候屋形船有之候へば。町中致吟味早々船主方へ爲相返可申候。仔細も有之候へば。船主の者並預り主の名書付。來月七日四時奈良屋所へ名主月行事持參可申候云々。同五月十九日。町中屋形船員數の儀。寬永三戌年百艘に相定。其外船主共へ燒印札渡置。猶又此度令二吟味一右の者共へ燒印札一枚づゝ相渡。彌員數百艘に相定候間。右の外は屋形船一艘も所持仕間敷候事。二挺立三挺立の日除船。川船方の御用員數宛渡し置候。此外一切所持仕間敷候事。同八月十日ちよき船の義。當夏中令二停止一不殘解船に申付候處。今以ちよき船有之由相聞。不屆の至に候云々。貞享四年卯十一月日記。川船荷物積候は。極印爲打候處。荷物積さる船は。是迄改無之候へ共。其賣物船の改にも紛敷故。以來川船奉行にて川船不殘極印爲打候事とあり。」などの觸書あり。此より其制限ありて近世に至れり。明治に至て屋形家根は共に滅じて船宿と云ふもの極て少し。また難波にて屋形船を御座船といふこと。嬉遊笑覽云。明曆二年懷子(五)河逍遙「河御座の涼しくもあり今日の秋。藤昌」。やかた船といふ名もなきにはあらず。椀久物語。鷲尾に諂ろところ。淀のえだ川に屋形船をかざらせ。太夫の禿ばかり十二人。つくり若衆にしたて。誰しのぶ關はなけれど京橋の町はづれ迄は。幔に色をつゝみしが。鳴野といへる里のほとりより。四てう三線引かけて一のやの十郎べぶしにて大踊。目なれぬ百姓は鍬かたげて手はなつもことはりなり(此頃すべて踊はやれり)。又一代男(三げんやの處)。御座船の内に

は外山千之介に小島妻之丞云々（みな野　の名なり）。むかひの岸には。松もとつれさゐもん。鶴川そめのぜう。さほさしのべてはせ釣ふせいながめ也。さゝ葺のかり湯殿。すゝきの生ふれ。晝は落書して。行水に扇流し。夜は花火のうつり。おのつと天もゐゝり。此ふなあそび。京の山にはまさりぬべし。又西鶴置土産に。忍のび御座ふれに。みれのこざらしを乘せて。えびす島の遊興といへるは。常の御座船とは異なる歟」と見えたり。【ちよき船の事】前同書に。ちよき船の名を按るに。今御船手の用る小船をちよろと云ふ。二挺立は是に類したるものにて。其名もこれを轉じて呼べるにや。チヨロといふも小き物の疾き義なり。チヨキは今も小手廻よきをチヨキチヨキといふ。チヨロと同じ意なり。小早といふ船ありちよろは即是なり。（今小ばんと呼船は。小の轉じたるなり）。松落葉（岡山通跡といふ歌）。をか山通ひの六ちよこばや（六挺小早なるへし）に。ろを八丁立て云々。又しとゝん跡といふ歌に。四丁の五丁の六丁こばや花のゐじまへおせやれをのこ云々。松の葉（船歌）ちよきりや〳〵ちよぎりやちり〳〵。やなどあるは換の音といふ也。これ等にてもさとすべし」とあり。又同書に。二挺立といふは。今いふちよき船なり。三挺は今もしか呼り。專ら三谷かよひの船とすれば。異名を勘當船といふ。吉原徒然草。三線宮はかんどう船ばかりにはのすべからず。ゆれて糸まきくつろぐなど云り。江戸砂子に。此船をちよきふねと云は。長吉船の略なり。押送船の長吉といふもの。船の形をやげんの如くにして至てはやし。此船のつくりを考へ。又見附の玉屋勘五兵衞。さゝや利兵衞などいふ者。始てちよき船を作る（武江年表明曆三酉年の條に見ゆ）。近き頃二挺を御停止あり。今は一挺なり。近來猪牙船と云り。又一說に此船を作り出せし祖は。兵庫屋何某とかや。昔より今戸橋の端に住居し。今に榮へて船作るを業とす。是によりて聞に。長吉といふもの慥ならず。若し作り出せし頃。其船縱に動を見て。ちよきと呼そめしにや知らず。又二丁立の小船に屋ねを付たるを。【きり〳〵す】といふ。吉原がよひの船なり。遺佚が云。此船をきり〳〵すと名付るは。おほひ多く乘にも出るにも四ツ這して出入。船ぐら〳〵して今水に入かと思ひ。面白き事も忘れ。通ふにも此船を思ひきり〳〵すといふ心なるべし。鎰屋仁左衞門といふ船宿かいふ。左樣の埒もなき事にては御座なし。船いごく故に櫓の音が二丁で。きり〳〵すと鳴ゆゑに名付ましたと云ふに。皆大笑になりぬとあり。今の家れ船は。此船にて二丁櫓は止められたる也と。すへで昔の大やかたは幅に比ぶれば。竪に長過たるものにて何丸なとゝ船の名をしるすは。金物にて文字を刻み。入口の戸の上の横木に打付たり。今の如く扁額を造りて懸たるはなし」。以上を屋根船。チヨキ船の起りとす。【茶船】は荷船に似て小く。多くハシケに用ふ。嬉遊笑覽云。茶船といふは。童蒙先習。（千）。いそかはしきもの。茶船こぐ。凡度量のびざる奉行の事をなすは。茶船こぐに同じ。俳諧染絲千句の内に。「湯の山て見たる名所をかたられよ。茶船こぞつてさても寢がたき」。（此句淀の渡船などを云ふに似たり）。ちよき船などの出こぬ前には。此船もいそがはしきものにてありしなるべし。茶筅にて茶をたつるは急なる物ゆゑ。准へて此船の名としたるにや。又は茶屋などの如く。客を載て憩息せしむる意にや。風流徒然草に二挺大三挺をおさせとみえたる。大三挺は今のにたり船をいふ歟。大茶船は後に出來る物と見ゆ。昔の茶船はこのにたりにや。」にたりを荷足と書け共。もと其義にはあらじ。三挺などに似たるのか。茶船はもと大船の荷物を分ち載て。運送する爲の船なり。上荷よりも小き船を云ふ。永代藏（一）。難波橋より西見わたし云々。上荷茶船かぎりもなく川波に浮びしと云へり。上荷船は廿石積なりとも。堀江船は三十石もある也。茶船は十石の荷物を運送の船なりとぞ。當時大阪七村に荷船九百二十艘。中船六百十二艘。新上荷茶船五百艘。茶船千三十一艘。堀江船五百艘。都合三千六百二十三艘となむ。寬文七年板吉原讃嘲記。ろゐといへる太夫の譚に。此きみれいがん島新川三ッ目の橋の。うろ〳〵茶ぶれの與次兵衞と同じ處の人なり云々。又【淀川のくらはんか船】德川氏の頃。淀川の伏見大阪間通行の夜船に。物賣に來る小船あり。客に對する物言橫柄にて。賣聲餅食はんか。菓子食はんかと云ふ。俗に傳ふ。淀川の物賣の船頭某。家康大阪陣の敗れし時。之を救ひて船中に隱し。味方の陣所へ送りし功により。褒美の望を申せと云しに。惡口免許ありたしと請ひて。其より以後物賣船こと〴〵く客に對して無禮惡口を言ふても構はぬ事になりしと云ふ。嬉遊笑覽に云。その始は志らず。もとより押うりに賣たる風俗の遺れるなり。是をつきつけ賣と云たり。丹前能（二）。暮がたいそぐなにはの濵。守口しめの佐太のみや　ひらかたの岸根に船をつなげば。奈良茶賣のとゝかゝ一二をあらそひ。爰かしこより來り我さきにとつきつけ賣云々。芙蓉文集。（寶曆十三年刻）。淀船文「牛ン房くらへ酒食へ」と呼すら。所からの風流云々。烏丸光廣卿。一とせ難波へ御下向の時。雜掌とたゞ兩人にて。淀船に乘り給ひて。夜もすがら酒くはんか。餅くらはんかとのゝしる聲に。夢もむすばず。御船着しける頃。夜はほの〴〵と明たり。雜掌さく夜のくらはぬかを。うろさくおほしめしけんと申ければ。取敢ず「くらはぬかくらはんかにはあかれども。喰ふ蚊にあくる淀の明ぼの」。

【高瀨船】は運漕船の一なり。多くは瀨淺き急流に之れを利用す。嬉遊笑覽云。高瀨船は三代實錄(四十六)神泉苑に船を置るゝ處に見えたり。和名抄に艜を訓り。艜は艇小而深者云々。和名太加世。世俗用高瀨船とあり。艇はをふれ又はしふれと訓り。小船也。一二人所乘也とみえたれば。今江戶にて高瀨と稱するは。古へ高瀨といひしものとは異なり。東雅に。凡物の長短高卑をも。せの長さ短さなどいふと也。船の底深ければ旁高きもの也。故にたかせふれといひしを。世人高瀨船なとしるしぬれば。和名抄にかくは注したる也といへるは非なり。高瀨をさす船なれば。たかせといふなり。源氏(橋姬)。あやしき船ともに。柴かりつみ云々。「はし姬の心をくみてたかせさす。さほのしづくに袖ぞぬれぬる」なとあるを思ふべし」とあり。一話一言に。慶長十三年京都大佛殿御造營に付。大材木牛馬の運送なりがたく。角倉了以光好に命ぜられ。京都加茂川の水を堰分け。新川をつけ。右の材木を引上ろ。よりて十六年伏見より二條まで高瀨船通行す。十九年また富士川塞りしにより。倅與一玄之に命せられ。是をひらく。三月より七月に至りて普請なる。同年七月十二日死す。六十一法名了以。城州嵯峨の二尊院に葬る。其子與一貞順はじめ玄之。のち義庵といふ。大阪御陣のとき上方處々の川をきり落し。または水をせき入る。角倉與七光好は。宇多源氏の末流吉田意庵法印宗桂が惣領なれども。水理を好み醫師を好まず。弟に家をゆづりのち了以とあらたむ。年月しれず。東照宮にまみえ奉り。慶長八年上意をうけ。安南國へ通船し。同十年また仰をうけ丹波國柴殿田村より。深津。嵯峨。大井川まで山間三里があいだ。川中に大石多ありて。徃古より通船なり難きを切ひらき。翌ろ午年八月より高瀨船通行す。慶長十二年また命により。富士川へ高瀨船を入れ。駿州岩淵。甲府まで通船し。十三年また仰により。信州諏訪。遠州掛塚まで通船なす。よりて書を給ふ」。「權現樣自信州至遠州懸塚船路見立候付而船役之儀被仰付候也」。慶長十二年六月二十日御朱印。角倉了意。「台德院樣從信州至遠州懸塚依船路見立船役如被仰付不可有相違者也」。御朱印慶長十二年七月十一日角倉了意」と見ゆ。【平田船】は水田に用ひて耕作の助とせり。和名抄艜の注に。和名比良太。俗用平田船とあるは。上と同例にて平たき船にはあるべけれど。田船に用し故に平田船と云なり。古書の證にはいとをこなれど。風俗文選。李由か湖水賦に。大丸子小丸子。小ばや川。御座は大名船。高せ傳馬は川船なり。段平に大石をつみ。艜は耕作のたすけなり。自注に准二肥付馬一不レ入二船數一とあり。これ田船也。今の江戶の俗には。石を載る船をばひらだと云。何にまれ石を載る船をば修羅と呼ぶは。大石を動かすと云ふ例のなぞ〳〵の名にて。帝釋を大石にとる也。されば船にのみ此名あるに非ず云々。【丸木船】は一個の大木を穿ちて船に造りしものを云ふ。和訓栞に。後太平記に赤間の丸木船と見えたり。長州赤間ケ關にて丸木をゑりて船とするなり」とあり。(前文二岐船を見よ)。

【船體の名稱及び船具】舳は和名抄云。兼名苑注云。船前頭謂二之舳一(音逐)。漢語抄云。船頭制レ水處。和名閇)〇艫は同書云兼名苑注云。船後頭謂二之艫一(音盧)。楊氏云。船後刻レ櫂處。和語云度毛)〇帆は同書云。四聲字苑云。帆(音凡。一音泛。保)風衣也。一云。船上掛二檣上一取レ風進レ船幔。釋名云。帆或以レ席爲レ之。故曰二帆席一。箋注云。按保與レ不通。含訓二不々牟一。又訓二保々牟一。帆含レ風以進レ船也〇船箐は同書云。釋名云。船中床所二以薦一レ物曰レ箐(布奈度古)言但有レ簀如二箐床一也。箋注云。釋名云。箐横在二車前一織レ竹作レ之。孔箐々也。則知箐床謂二織レ竹爲レ床者一。其孔箐々也。船箐似レ之得二是名一也〇苫は同書云。爾雅注云。苫(止萬)編二菅茅一以覆レ屋也。箋注云。按說文。苫蓋也。蓋也者謂二凡蓋一也〇篷庫は同書云。唐韻云。篷庫(布奈夜賀太)船上屋也。釋名云。船上屋謂二之廬一言象二廬舍一也〇椎は同書云。野王案椎(不奈太那)。大船旁板也。箋注云。袖中抄謂下船兩邊有二板棚一如中屋之緣上。船人踏レ之以撥レ水。俗謂二之世加伊一〇棹は同書云。釋名云。在レ旁撥レ水曰レ櫂(字亦作レ棹。楊氏漢語抄云。加伊)。濯二於水中一。且レ進レ擢也〇檝は同書云。釋名云。檝(加遲)。使二船捷疾一也。兼名苑云。檝一名橈。箋注云。又按釋櫂又謂二之楫一。楫。捷也。撥レ水使二船捷疾一也。方言。楫或謂二之櫂一。說文。楫。船櫂也。楫。檝正字。是檝即上條所レ載櫂。其加遲加伊。亦一聲之轉。萬葉集。云二可治一云二加伊一。其物全同。故或云二眞可治之自奴伎一或云二眞可伊之自奴伎一也。源君分爲二二條一誤矣〇艪は同書云。唐韻云。艪(佐乎)。棹竿也。方言云。刺レ船竹也〇艣は同書云。唐韻云。艣所二以進一船也。箋注云。釋名。艪。膂也。用二膂力一然後船行也〇舵は同書云。唐韻云。舵正レ船木也。漢語抄云。柁。箋注云。按古事記云。倭建命足不レ得レ歩。成二當藝斯形一。謂三足腫如二舵形一也。太以之。即當藝斯之轉。今俗呼二加遲一者是。然今時加遲。不レ似二腫足之狀一。蓋古今其制不レ同也〇纜は同書云。考聲切韻云。纜(度毛豆奈)。維レ船索也〇牽綾は同書云。唐韻云。牽綾、訓二豆奈天一)。挽レ船繩也〇牂牁は同書云。唐韻云。牂牁(楊氏漢語抄云。加之)。所二以繫一船也。箋注云。今船人亦植二篙於水中一。以繫レ船謂二之加之乎不留一。江戶俗謂下涯岸可二以繫一船之處上爲二加之一蓋此轉也〇枷は同書云。周易注云。衣絮(和名夫爾乃能米)。所三以塞二船漏一也。箋注云。按東俗謂二之萬以波多一。即萬岐波多之轉。萬岐。眞木也。謂二柏子一。波多。皮也。以二

柏木皮一爲レ之故名〇戽は同書云。蔣魴切韻云。戽（音故。和名由止利）。洩二船中水一之斗也。箋注云。今西俗呼二阿加久利一。東俗呼二須都保无一者戽是也」。以上を船具とす。又一話一言に云く。船具の名目。船頭。船尾。正桅。頭桅。伎轆。車子。篷帆。布帆。弔篷。帆架。尾樓。竹篙。號帶。客旗。媽祖旗。順風旗。艙蓋。水仙門（船傍出入口）。舵。勒肚索。木錨。鐵錨。椶索。籐索。右之外船中の要十二支に係りたる名目如左。子。鼠橋（矢倉に上るはしご）。丑。牛欄（矢倉欄干）。寅。虎尾帆（ひかへ索）。卯。兎耳（桅上の夾木）。辰。龍骨（船底かはら）。巳。水蛇（水除の横木）。午。馬面（帆すわ）。未。羊頭（索字具）。申。猴袋（船停物なき所）。酉。鷄桿（船底の板）。戌。狗牙（船底の索を掛る木）。亥。桅猪（桅根にてひかへ木）。右は寛永以前の大船に用ひし者にて。支那船に法りて名づけし名目なるべし。

【船中人衆名稱】一話一言に載する所左の如し。正（船主）。副船主（脇船頭）。財副（筆記勘定役）。總管（一船諸用を掌る）。客長（船中の客）。柱主（船持主）。夥長（按針役）。舵工（楫取役）。頭碇（碇役）。香工（船神へ香花を供す）。押工（大工）。直庫（太鼓役）。大繚（帆綱役）。一仟（大帆役）。二仟（第二帆役）。三仟（第三帆役）。亞板（帆柱に上る役）。總舗（飯を炊く賄役）。老火（工社の頭）。工社（水手）。小厠（小者）。

【船標】古の船舶に國旗ありし事を聞かず。源平の頃の船軍の繪に。兩氏の紋所ある旗を建て。山田長政の船に花菱の紋付けたる旗を揭げし圖あり。是長政が紋所なるべし。徳川氏の頃。幕府及び諸侯の船に。幟を建つ。軍艦には幕を引く。共に紋所あり。帆及び吹流しにも。家々一定の色を定め。之を武鑑に記したり。人民の船に在ても。帆及幟に印を付け又は一定の色を定む。白地に紅の丸は薩州にて。公用運送船に用ひ來りし船印にして。軍艦を幕府に獻する時。之を付したる旗を揭げたるより。終に日章旗の濫觴を成したるなり。安政元年七月十一日。幕府船標を定む。阿部伊勢守殿渡書付。大船製造に付ては。異國船に不紛樣。日本惣船印は。白地日の丸幟相用候樣被仰出候。且又公儀御船の儀は。白紺布交の吹貫。帆中程へ相立。帆の儀は白地中黑に被仰付候條。諸家に於ても白帆は不相用。遠方にても見分り候帆印。銘銘勝手次第相用可申候。尤帆印竝其家の船印にても。兼て書出置候樣可被致候。右は船の儀平常廻米其外運漕に相用候儀勝手次第に候得共。出來候上は乘組人數竝海路運漕方等猶取調可被相伺候。【皇國の船旗】同六年正月二十日。大艦の旗標を定む。大艦。御國惣標日の丸の旗相立。公儀にては中帆の柱へ白紺布吹貫引揚げ。帆は中黑を用候積。先年相達置候處。向後御國惣印は。白地に日の丸の旗。艫綱へ引上げ。帆は白布相用候。公儀御軍艦は中黑の細旗を中帆柱へ引揚候間。諸家に於ても大艦出來次第。家々の船印。公儀御船印に不紛樣取調べ。雛形を以て可被相伺候。」翌萬延元年十月十日。前同文の終に。右之通去未年相觸候處。向後帆の白布又は帆中。其家の標或は紋付候共不苦候。尤も御國惣標白地日の丸旗艫綱へ引揚候儀。竝に家の船標の儀は。先達て相[illegible]候通。可被心得候。」と追達せり。文久元年六月二十二日百姓町人大船所持免許。百姓町人共大船所持致し候儀。御差許相成候間。勝手次第製造致し不苦候。且又外國商船等買受度候者は。最寄港奉行へ可申出候右船所持致し候上は。御國內手廣に運漕御差免可相成候。尤も航海不事馴差支候者は。願次第按針の者。竝水夫等御貸渡可相成候。尙航海手續等委細の儀は。追て可及沙汰候。扨又右船製造且買受候者は。其節船形繪圖面を以て。當人又は御代官領主地頭より御軍艦操練所へ可申出候事。」文久三年八月七日【軍艦の國標】を定む。周防守殿御渡。御軍艦の儀は。御國印白地日の丸の外。白地中黑旗。常の大檣上へ引上置候間。此段向々へ可被觸候。」とあり。明治以後。軍艦御用船等。帆には徽章なけれども。同三年郵便商船規則を定む。同時海軍御旗章國旗章竝諸旗章等被定に付。地方管內外國形運送船に國旗符號旗揭ヶ方を定め。西洋形船には船尾に日章旗を建てしむ。其他軍艦の諸旗章は海軍の規定あるを以て。之が見るべし。猶信號の項を參觀すべし。【船燈】檣頭及び舷燈を云ふ。明治五年海上衝突豫防規則（參看）發布の時始めて之を用ふ。

【船舶に關する法令】往昔船舶に關する法規は。複雜混淆して。海上法。運輸法。契約法等に屬する諸件を一章中に網羅せり。【秀吉の海路諸法度】なるもの左の如し。曰く。

一借船仕候時船主船頭可爲約束次第事

一船をかり候時沖山不知と定候て借候時は沖にても湊にても又は其借船頭滌宿にても不屆義を仕出その船とられそろとも船主可爲損事

　但沖山を存知候はんと約束仕候は其船そこね候とも又は陸にて申分候て船とられ候共借船頭可爲辨事

右の船約束候時書物仕次第にて可有之事

一船をかり約束仕かたく書物いたし候てかり主より返替仕候にをいては右の船頭上下候間其所に留置船賃取可申事

　但船頭より返替仕候は右の船ほとなるをかり替渡し可申事

セムハ
セムハ

但兩方談合にて相濟候上の申分有之間敷事
一荷物積沖合にて大風大雨なとに荷物ぬれ候共船頭越度にては有之間敷事
但湊の内にて風も不吹候に水を入ぬらし又は雨なとに油斷にてぬらし候においては船頭辨可申事
一いつれの湊浦々に船かゝり候時一番にかゝりたる船先とも綱にて候間跡より參懸候船は右にかまはさるやうに可致事
但風吹右の船あたり合さきにかゝりたる船そこなひ候は後に風上にかゝりたる船を乘かへ可申事
但二艘共にそこれ候時は風上の船頭に存分有之といへとも隣の類火可爲同前事
一沖を走ふれの時風上なる船かちをまわし風下なる船に當候て風下の船そこなひ候は風上の船に梶つかをもち乘可申事
但風上の船に金銀をつみ弁糸綿なとつみ風下の船には薪材木なとのやうなるものを積候時はそこれ申船荷物ともに辨候て濟可申事
附り風上の船風下の船にあてなから風上の船はそこなひ候共風下の船は存間敷事
一川の内にて上り船下船の時は下り船よりよけ候て上船にかまはさるやうに可仕事
但上り船に下り船あたり上船そこなひ候は下り船のもの可爲越度事
下船そこれ候とも其船頭可爲損事
一船を借候時船主より人を附候て借候ときむなしくらひ候ともかり船頭不存事
但船付を不付候時盡にくらはせそこなひ候は其借船頭可爲辨事
一大風の節船中にて荷をうち船殘る荷物有之時船荷物にかけ配當可爲事
一湊にてもいつれの浦にても大風の時船かゝり候につな不切候を其船かけとめ候に船つなきなからしつみ荷物すたり候事候共縱絲綿すたり船はたすかり候共不及配當事
其故は綱碇丈夫に持候てつなきとめ候上は船頭の如在にてはあるましき事
一船を盜候て先々へうり候を見付候はその盜人行末不知といふとも右の船主へ渡し可申事
船は木かはらに付申ものにて候間うりて不知といふとも無違亂船主へわたし請取可申事

一運賃にて荷物積候とき奉行不付荷物にて大風に捨候か又は湊にかゝり候時船そこなひ荷物もすたり候は其所御給人莊屋としより浦切手とり參候ときは船荷物殘候にかゝり配當可爲事
右の浦切手不取奉行も不附荷物を捨候と申共船頭可爲越度事
一運賃につみ候荷物水衆の者盜走候時は其船頭辨可申事
但盜たる者尋出荷主へ渡し候時は縱金銀取候て其行末なく候とも船頭如在にてはあるましき事
一荷物積合の時船頭其外はうはいにもかくし候をつみ日記の外に積候荷物大風に荷物捨候とも配當には入不申候事
又荷物すたり候時殘る荷物改候時注文にはつれたる荷物有之は配當にかゝり可申事
一借り船をたて候時燒わり候は其借主辨可申事
一船より火を荷物共に燒わり候時は大風に船荷物ともに捨たる可爲同前事
一流し船候を取留置候時は其船主改來次第に少の酒手を取候て渡可申事
一大風に船かゝり候時綱碇丈夫に有し船大かせまし候とて荷主綱をきゝせうち上せ舟はそこれ荷物たすかり候ときは其荷主より船をわきまへ可申事
但積候荷物により配當にも可成事
一さためたる借船仕候時其船そこなひ候は借ぬしよりわきまへ右の船程なるを可返事

以上

右船法之條々者爲朝鮮國退治渡海之砌海陸往來の無恙事爲思食人給集舊記就中無詮捨曲路有益拾直道以備後代明鑑最守此旨宜沙汰者也

天正二十年正月二十七日　御朱印

諸國船手懸中

【長曾我部氏の廻船大法之卷物】の寫。高知浦戸町種崎町兩庄屋に在り。云く。

一寄船流れ船は其所之神社佛寺之可爲造營事
若其船に水主壹人にても殘於有之は可爲其者次第事
一湊懸り船垢入荷物爲濡物は晞船頭可相渡爲其帆副碇公事仕上は雖爲國主不可有違亂事
一懸り船多有之大風ならは從其村加勢仕先風上成船に加勢可仕事尤也如何にも風

下之船綱碇丈夫に在と云共風上之船に流れ懸者諸々船不可懸留若風上之船已と綱切れ風下之船に流れ懸り二艘とも損ならば風下之船より風上之船に可有存分事

一走船之時風下之船に乘懸突割たる時は風上之船一人成共爲損船より爲乘移者風上之船可爲越度事

一本船枝船之時枝船荷物捨而本船無恙時は本船に配當有間敷事故は親之罪は子に懸り子之罪は親に懸候事無之故也但最前枝船本船談合之時は互に乘衆約束之上を以可有沙汰事

一艀水手請取後於流申者船頭手前へ辨出可申事但流候を撥申者有之者請錢百文之禮にて穿鑿吟味有間敷事

一船之盜或海賊に被執北國之船者西國に在西國之船者雖有北國此船買取不可廻船候事若荷物積廻船於仕者船主見合次第に此船可取也船頭も可爲迷惑事かわらに付たる沙汰縱親子之間と云とも沙汰可仕事

一借し船仕其船損候共借り手不可辨事但船床不濟無分別所を押而本船仕其船爲損時は借手可辨事但最前之約束たるべき事

一借り船仕受取後湊之内或は出入之時船痛候はゝ多少によらす借手より作事仕可戻事但過分に損候はゝ可爲配當事

一借り船仕其船蟲喰たる時は借り手可爲綬事但船附於有之は借手之氣遣に及不申恒に理所かり手於油斷は辨可申事

一楫柱爲損時者借手可辨事借受之時楫柱疵有由船頭へ爲理時は不要辨事

一綱剪したる時は不及辨事但取はつし落したらは可辨事

一諸道具船受取候註文に引合可渡事湊にて乘衆水主不案内之所船頭進出船を出して若其船氣遣之時は船頭氣遣不可過之事

一荷物爲濡時は船頭可辨事但沖にて大風に合大波に爲濡物は辨儀不可有之事湊内にて垢なとに爲濡物は船頭可辨事

一不寄大小に於船中鼠切たる物有之は配當可懸事

一船中にて過分に荷物爲捨時は水主の私にも配當可懸也懸時者水主之手前は可鐍事

一船爲損時は其船にも配當可懸事故は爲損故に荷を扶時は船にも配當可入事

一荷を積合之時は荷を捨行先にても配當有時は先に荷物之實直に可配當事

一荷を積行所へも不行乘戻配當有時は在所之買直を引合可配當事

一荷を捨行所にも不行跡にも不戻中途にて配當仕は其所之實直たるべき事

一船に荷を積船頭日記を以不渡物は縱金銀爲捨と云共惣ゝ配當不可入事積日記船頭に渡時何も可有加判事日記に外たる物は聊も配當に不入事但船中點檢之上を以爲殘時は積日記に不入と云共配當可入事爲損時はかつて不可入事

一船をかりて戻荷にも運賃を取たる時は三ヶ一は船頭可爲進退事但船借請候時戻荷迄も可積と理時は三ヶ一にも不及事

一船を借船頭行先にて公事有之船を留たる時には船頭可辨事

一船を損さして命を資たる時縱其内一人は金銀を爲手挾と云共惣中より不可有違亂事

一米を積重物又は輕物積合たる時荷を捨候にもし輕物積たる荷主我か輕物爲捨者米之配當に不可懸周章重物爲米積荷主船頭水主彼輕物を捨時は勿論配當可入事

一輕物爲捨は重物米を不捨して我輕物爲捨時は何を内に包て唐物と云不知と云共沙汰可有之事

一荷を積或は湊に懸船火を爲出時は沖にて船大風に爲捨と同可爲沙汰事佛火を爲出時は可爲越度事

一船を爲居時船爲燒割時は借り船頭可辨事

一船に荷を積て水主取逃爲仕時は船頭可辨事但水主捕荷主へ爲渡時は縱取逃之者逐電たりとも船頭不及辨事

一船をかりかり手相違候はゝ船賃約束之まゝ相渡其時は右之船上下仕戻る間程船を居る但船頭内談にて少々禮物を以相濟候はゝ右之船何方へ成共可指遣事

一船を借候時はかし手より相違候はゝ右之船程成を借遣可相渡候其時は我か船受取可申事

右三十一ヶ條之儀貞應二年壬未三月十六日兵庫辻村新兵衞土佐浦戸篠原孫左衞門薩摩房野津飯田備前天下へ被召出船法御尋之時則御批判被成候理を曲くる法有共法を曲くる理不可有之候此三十一ヶ條之外にも船之沙汰於有之者三十一ヶ條引合理を以可有沙汰者也

貞應二年より今天和三年迄四百三十四年歟此時は後堀河院御宇將軍賴經公執權北條左京大夫義時朝臣也賴經公は大將賴朝公より四代目也

セムハ

セムハ

（別紙）

覺

一廻船大法之卷物

右卷物之儀貞應二年兵庫辻村新兵衞土佐浦戸篠原孫左衞門薩摩房野津飯田備前浦戸町種崎町兩町に有天下へ被召出船法相調政所と唱船法相勤申候由

一右卷物一の宮（現時國幣中社土佐神社）御寶殿に御座候由長曾我部元親公一ヶ國御治世被成候節一の宮御再興被仰付御寶物御改之上右卷物有之則寫を以浦戸町種崎町へ政所被仰付相勤申候由

一御入國（山内家）以後浦戸より御城高知へ御引被遊候節右政所も引越今に當町に屋敷一ヶ所則役所屋敷と唱申候て往古より拜領仕來申候

一先年野中（兼山　傳右衞門殿御役目之節天下御制法之廣（古歟）實小濱民部樣へ御詮議之上兩町へ御返被成候由に御座候に付御國船は不及申他國船にても往古より配當仕來り申候

一右役目相勤候譯を以御入國之節より兩町庄屋へ給田壹町宛被下置候て以前は政所と相唱申候處安東彌兵衞殿御勤仕之節庄屋號に御改被成候由は公方樣御船手を政所と申故御替被成候由に御座候以上

年號月日

右二通兩町庄屋より書出候紙面御勘定方に有之故寫置もの也

【船舶税律】のこと。古よりあり（川船改役の事は。勘定奉行の條下にのす）。租税志に云。船税は。其來る久し。日本書紀に據るに。欽明天皇十七年。蘇我稻目勅を奉し。王辰爾をして船賦を數錄せしめり。是より鎌倉府の末に至るまで。其文書に見ゆる者なしと雖も。蓋し所在之れありしなり。後醍醐天皇の時。船目錢の稱あり。豐臣秀吉江州湖上の船に課するに。一年銀七百枚を以てす。是れ船の總數に課せるなり。徳川氏に至り船に課し。船中の貨物に課す。船は其石數に從ひ。貨物は其多寡に從へり○後醍醐天皇嘉曆二年四月二十七日。攝津國兵庫。渡邊。神崎三所商船の目錢諸人の對捍を停止す（相州鎌倉文書）。文正元年二月。備前國西大寺領の船公事は艤別百文也（西大寺文書）。長享元年三月二十九日。大内制條。諸商船の公事免除を望む者ありとも。自今以後之を許す可らす。若し免す可き輩あらは之を令すへし（大内家壁書）○正親町天皇永祿五年三月。攝津國西宮より海上獵船の運上未進の分を。六月まで延期せんことを請願す（室町殿日記）。天正九年十月十三日。北條氏政制條。新造鮫追船の諸役を免除す。若し非分の者あらは。小田原に申告すへし（相州鎌倉文書）○後陽成天皇慶長三年六月十八日。關白豐臣秀吉制條。江州湖上往還の船賃は。江北朝妻海津より大津まで。十八里の分五十石船一艘に。銀六匁五分つゝ取り。船に大小ありと雖とも。五十石船に應し。之れを取るへし。右公用として。年中に銀七百枚つゝ運上すへし（園城寺古文書）○同年。大阪過書船の運上は。銀子三百枚。同所新過書船は七百枚なり（慶長三年藏納目錄）○八年十月二日。征夷大將軍德川家康制條。大阪傳法尼崎山城川伏見往返の過書船公用として。年中に銀子二百枚つゝ運上すへし。下り船上米は十分の二を取り下すへし（法令雜錄。教令類纂。按同書に據るに。此時吏二人をして之を徵收せしめり。上米とは必しも米穀に限らす。貨物の內。其幾箇か收入するの謂にして。即ち稅なり。但他の貨物は。其價に從て之を課す。十分の二は太た重稅とす。是れ後ち改正有る所以なり）○後水尾天皇元和二年。德川秀忠制條。過書船の上米は百石に銀六匁つゝ。某々兩人之を收むへし。伏見より下り船乘人荷物の上米は。先規の如く兩人之を改むへし（諸法度。令條。令條記。教令類纂）○後光明天皇慶安元年四月二十四日。德川家光令。天正十年八月二十三日。元和三年九月九日。兩先判の旨に任せ。勢州大湊某所有の四百石船一艘。諸國湊出入の諸役を免す。永く相違あるへからす（教令類纂）○東山天皇元祿二年三月。德川綱吉達。船年貢及ひ役銀は每年九月。十月中必す上納すへし（正寶事錄）。十四年七月二十九日。江戸船主上申書。去辰年八月より本年七月までの年貢役金は。割付の如く九月より極月まで必す上納すへし。去年八月より本年七月まで。年貢の外役金は。京錢壹貫鐚に四拾貳匁の率を以て一个月に三匁五分つゝ。每月受負人に交付し。受取手形を取るへし　按京錢は。即ち鐚なり。凡例錄に云。永樂錢の外古來用ふる錢。及鐚錢を謂ふと。貨幣秘錄に據るに。元祿十三年十一月錢四貫文銀六拾匁。各金壹兩に替ふべきを令せり。壹貫文は即ち金壹分にして。銀拾五匁なり。而るに四拾貳匁の率にて納めしむ。是れ役銀の未進を併納せしむるなり。下條寶永元年の達。亦た之に同し。享保五年九月の達に據るに。川船役銀船主ゝ貢金は。役銀京錢壹貫文に七拾匁の率を以て徵收せしか。亦貳拾匁の率に改めたり。蓋し時に隨て之を上下するなり）。年貢は例年の如く。九月より十一月まで必す上納すへし。右は近年役金多きを以て。救助の爲め減殺せらるゝにより。遲滯無く必す上納すへし（正寶事錄。按是時。船に年貢あり。役金あり。年貢は其船の大小に隨て。京錢何貫文の定規あり。役金は澪浚ひ。川口浚ひ。湊修理等の費用に充るか爲め。臨時賦

課するなり)〇十五年正月達。去年川船の役銀を令すと雖も。今に出さゝる者有り。名主。船主有る市街の船數を檢査して。帳簿に記し。船主をして證印せしめ。役船受負人に交付すへし(大成令補遺。教令類纂)〇寶永元年九月達。今年川船役銀は京錢壹貫文に銀百匁の率を以て十二月二十日までに上納すへし(正寶事錄)〇四年三月二十四日令。澪淩の費用は。諸廻船石高割を以て各艘每年役銀を上納すへし(正寶事錄)〇五年閏正月。諸廻船の役銀去年の一倍を徴收す(正寶事錄)〇中御門天皇寶永七年正月二十七日。德川家宣令。澪淩に因り廻船海船漁船は去年まで役銀を徴收すれとも。本年は免除すへし(正寶事錄)〇享保元年四月。德川家繼達。江戸各町の川船を檢査して。川船役所より下付せる年貢役銀納札。及び船名京錢高等差謬無く記載し。且免許極印の漁船員數。及び代官より燒印札を付與せし。無極印の漁船等ある市街は。船數人員洩れ無く別帳に記し。名主奥書捺印し。當月中川船役所に出たすへし。向後は新造打替等極印を受るに名主奥印すへし。武家より寄托の船は特別なれとも。商船の役銀を免れんと欲し。船主の名を借る者あり。右の如きは周密調査し。帳簿に記載して之を出すへし(正寶事錄)〇六年三月。德川吉宗令。關八州の川船は。去子年まて川船奉行をして檢査せしめ來れとも。向後は棟梁某をして年貢役銀の徴收。及び新造船。潰船等を檢査せしむるに因り。川船所有の者。其指揮に從ふへし(大成令。教令類纂)〇同月高札。每年八月より翌年五月までに。川船年貢及び役銀を納むへし。但年貢手形は。船改役番所の點檢を受くし。年貢手形なくして。他船より之を借る者は。貸人。借主共に曲事たるへし。往還の船は。晝夜とも番所に告くへし。若し隱れて往還せは曲事たるへし(輕睃須知)〇五月達。八月より翌年七月までを一个年とし。六尺間を以て茶船類の長さのみを度り。年貢を定め長二間二尺五寸までは。長錢百五拾文。二間三尺五寸までは貳百文。二間五尺五寸までは貳百五拾文。三間一尺五寸までは三百文。三間三尺五寸までは三百五拾文。三間五尺五寸までは四百文。四間一尺五寸までは四百五拾文。四間三尺五寸までは五百文。五間五寸までは五百五拾文。但五間五寸以上は茶船たりとも縱橫を度り。小船にても世事あらは縱橫を度り。湯船水船は縱のみを度るへし。其五尺間を以て縱橫共に度る者は。高瀨船國方茶船。小にして世事ある船。大艜船。中艜船。修羅船。五大力。屋形船。日除船とし。長さのみを度る者は。部賀船。小鵜飼船。部賀艜船とし。縱橫平均五尺一間にて年貢百文。一間に滿たさるもの六寸より二尺五寸迄は五拾文。二尺六寸より五尺までは百文たるへし(按是れ河川の小船に課するなり。而して船を度るは皆五尺を用ふ。五尺は兩手を伸ふる長に當る。俗にひろと稱す。即ち尋なり。其六尺を用ふるは唯茶船。湯船等最小の者に限れり)。其度らさる者。小艜船は長錢三百文。土船は四百文。淺草土船は五百五拾文。飯沼藻草取船は貳百文たるへし。八月より十二月まで新造せし船修理して間尺增せし船は。皆年貢役銀とも臨時徴收すへし。川船年貢は。長錢にて徴收し。鐚錢に改て金藏に納むへし。三家の手船。及び商船。獵船等。船役の爲め預め合印を取て檢査の用に供すへし(按。三家は德川氏の親藩 尾張 紀伊。水戸の三家なり。合印とは猶符と言ふかことし。蓋し三家領內の諸船は。特に覇府之に税を課せさるなり)。三家の手船。及び其領內の商船を買はゝ。其極印を剗取し。船に添へて實檢を請はしめ。更に極印を打ち。新船に准して年貢を付すへし(輕睃須知)。七年五月十一日達。相州三崎城个島。志州鳥羽菅島の兩所に於て篝燒を爲すに因り。諸廻船其他武家の手船に至る迄。當五月より浦賀に於て石錢を徴收すへし(諸令類彙)。十四日高札。船石は拾石に錢三文。百石に三拾文。千石に三百文。廻船のものより之を出すへし。但遠國の船は上下の分。一石に錢六文つゝ江戸著船ことに之を出すへし。近國の船は通船の數に拘らす。一年の內一たび錢拾八文を出すへし(諸令類彙)〇二十年十二月令。長崎港は唐紅毛通商の地にして。諸國の船舶多し。然るに土砂の爲め湊口水淺きに至る。因て淩除の費用として。諸船悉く石錢を收取すへし。長崎港內にて荷物を積むものは論なく。縱ひ沖積又は沖にて瀨取を爲す者と雖も。長崎に來る船は出入とも荷物の多少に拘らす。其船の石高に應し。一石に三錢宛納むへし。但近在近浦小船茶船の類は一枚帆五石とし。帆數に應し。一石に三錢宛納むへし。積荷物なき船と雖も出入の時は官の檢査を受くへし。石錢は納るに及はす。大阪堺の廻船唐紅毛の荷物にして。商人の廻船は荷主より直に石錢を納むへし。城米及び長崎廻米の船は。都て石錢を納むへし。武家の手船たりとも。荷物を積たるものは。石錢を納むへし(御書付並達留)〇桃園天皇延享四年八月。德川家重令。川船役銀は時價を廢し。金壹兩に銀六拾目を以て徴收すへし(大成令續集。教令類纂。按當時關東は金を用ひて銀を用ふること少し。隨て銀價の高低甚からす。故に其價格を定む。此令蓋し關東に施せしなり)〇後櫻町天皇明和三年。德川家治長崎港內遠淺と爲りしを以て。港淩を命し。其入費として。諸國廻船積荷物の高に應し。一石に三錢を出さしめ。小船は一枚帆五石として徴收し。港內に番人を置き。其出入を調査す(長崎實錄大成)〇光格天皇天明五年十月七日。德川家治令。近來無極印の船を以て。府內に入るものあるに因り。

關八州及ひ伊豆。駿河は。海船。川船其他所稼の船農業船等の數を調査し。船主人名其外極印を願ふに關する者の人名等。一村限吟味を遂け。極印を受くへし。若し願後れの船有りとも。新古の別無く出願に隨ひ極印を打ち附與すへし。因て江戸内川に入る分は。川船改所へ願出づへく。江戸廻船なり難き分は。其所に於てし。及在々所稼の船江戸廻漕を爲さゞる者も。亦其所に於て調査極印を附與し。以來相當の年貢錢を出さしめ。或は船營業の品に應し。役銀を出さしむ可し。都て海邊各村より諸物品を運漕せる船。及ひ漁船等極印ある船に積易へ。府内に入る者有り。縱ひ海表より川内に入らすとも。營業に於ては同一なるにより。右無極印の船は。相應の年貢を出さしむへく。向後新造の船。及ひ極印に障ある修復の船は。改役所に申出つへし。若し隱置き。他より發覺するに於ては。船主及村役人等急度處置有るへし（令條分類）〇寛政三年正月德川家齊令。長崎港廻船の爲川口浚の入費として。諸國の廻船より收取する石錢を止むへし（御書付竝達留）〇 文化十二年。伊豆國附島船税の内。神津島は帆別一端に永拾五文。新島は十二端帆。帆別一端に永三拾文。増永三文合三拾三文。八端帆一端に永貳拾文増永貳文合貳拾貳文。三宅島は帆別一端に冥加永三拾文以上。都て船の増減に應して毎年之を上納せしむ（伊豆國七島調書）〇孝明天皇安政三年。西蝦夷地の造船役磯船は船梁三尺以下。ほつち船は船梁四尺三寸まて錢六百文。三半船は船梁四尺四寸より六尺まて錢壹貫貳百文。圖合船は船梁六尺一寸より七尺まて錢一貫八百文。中遣船は船梁七尺一寸より八尺五寸まて錢三貫貳百四拾文。大。中遣船は船梁八尺六寸より九尺五寸まて錢四貫三百貳拾文なり（函館役所御用留。按德川氏の時。蝦夷地は松前藩に屬せり。安政年間外國と通好せしより。函館に管廳を置て之を直管す。此地漁獵多く船材概れ官林の便に資るを以て。先つ造船税を定るなり）。租税志爰に止る。皇政維新になり。明治元年八月十九日布告。軍艦の外。一切の商船。遊船等に課税し。燒印を捺し。無印の船は往來を許さす。同二年西洋形帆船。蒸滊船とも。人民自由に所持する事を許され。其の税則を定む。遞信史要に云く。明治二年十二月民部。外務兩省連署達を以て。其商船に課すへき税率を定め。西洋形船蒸滊は百噸に付き。一年金十五兩。風帆は同金十兩。日本形船は百石に付き金一兩とし。四年八月船税規則を制定するに當りても。此税率は毫も變更することあらさりき。七年二月布告第二十一號を以て。右船税規則に基き。艀。漁船竝に海川小廻船等船税規則を設け。艀。漁船。川船（以上は積石の多寡に拘はらす）其他五十石未滿海船の類は。一艘毎に長三間以内を一箇年金二十錢とし。以上一間を加ふる毎に十五錢を納めしむ。十六年四月同第十三號を以て。改て船税規則を制定せり。從來日本形船は西洋形帆船と略ゝ其税率を同一に爲したりしも。其構造脆弱にして危難に罹り易きの虞あるを以て。改正規則に於ては大に其税額を増加し。漸次西洋形船に改造せしむるの方策を執れり。而して課税の船舶を西洋形蒸滊船（一）。同風帆船（二）。日本形船積石五十石以上（三）。同積石五十石未滿。艀。漁船。小廻船（四）。遊船（五）に類別し。第一種より百噸に付一箇年金十五圓。第二種より同金十圓。第三種より百石に付き一箇年金二圓。第四種より長三間以内は一箇年金三十錢。第五種より同金五十錢を徵收し。而して第四種の船舶は三間以上一間を加ふる毎に金十五錢。第五種の船舶は同金二十五錢を増加するものとし。倉庫船。耕作火災橋梁船艤に供備する船舶及航海中本船に揚け置く傳馬船。バッテーラの類は免税なりとす。二十九年四月法律第六十五號を以て。前記船税規則は三十年一月一日より廢止することゝせり。是れ同年三月法律第三十三號を以て。營業税法を設定したるの結果に外ならさるなり。

【船舶の主管】大寶令に云く。凡有二官船一之處（謂除二攝津及太宰主船司一之外。諸國有二官船一之處也）。皆遂レ便安置。竝加二覆蓋一。量二遣兵士者一守。隨レ壞修理（謂以二雜徭一修理也）。不レ堪二料理一者（謂下舟木朽爛不レ可二更修理一也）。附レ帳申上。其主船司船者。令二船戸分レ番看守一（謂太宰府主船亦同）。」凡官私船。毎年具顯二色目勝受斛斗破除見在不一（謂。杉梓之類是爲レ色也。舶綎之類是爲レ目也。勝堪也。受容也。言船腹孔所二容受一之多少也。破除者滅失也。見在者猶二用與一不用也）。附二朝集使一申レ省。」凡官船行用。若有二壞損一者。隨レ事修理。若不レ堪二修理一。須二造替一者。預料二人功調度一。申二太政官一」とあり。遞信史要に云。古代に在ては船舶を管理する一定の官司なし。奈良朝に至り兵部省中に主船司あり。又太閤時代には諸國に船手懸ありて。船舶の事務を掌理せり。明治二年二月。外國官に通商司を置き。商船の事務を掌らしむ。同年五月。通商司會計官に屬し。七月大藏省に屬し。八月民部省に屬し。三年七月再ひ大藏省に屬す。四年七月通商司の廢せらるゝに及ひ。商船の事務は大藏省租税寮に屬す。後其事務を分て地理。勸業の兩寮に屬す。五年四月大藏省驛遞寮に船舶課を置き。各藩より納むる船舶の授受及保存の事務を司らしむ。七年一月驛遞寮内務省に屬す。同年三月勸業寮管する所の西洋形船舶免狀授與の事務を船舶課に移し。十二月地理寮管する所の港内取締規則及船改所の事務を同課に移し。八年六月大藏省滊船掛管する所の舊藩地事務局滊船の事務を同課に移す。是に於て船舶管理の

事務始て一に歸せり。同年十月船舶課を改めて管船課と稱す。十年十月驛遞寮を廢し。驛遞局を置く。管船課故の如し。十四年四月農商務省の創設に際し。商務局に屬す。同年十一月新に破船の救助及保安に係る賞與の事務を管す。十五年四月管船課を廢して管船局を置く。十八年十二月遞信省の置かるゝに及ひ該省に屬す。

【船舶司檢所】遞信史要に云く。明治九年九月海員試驗所を東京に假設し。內外國人の海技を試驗す。十五年十二月大阪にも亦同試驗所を置き。內國人に限りて定期試驗を行ふ。十八年四月船舶檢査所を東京。大阪。函館。神戶の四所に置く。十九年三月東京。大阪。函館。神戶の各船舶檢査所を改て司檢所と爲し（大阪海員試驗所は此際大阪船舶檢査所と合併す）。東京に於ては船舶の檢査及海員水先人の試驗。審問を掌り。大阪及函館に於ては船舶の檢査竝海員の試驗。審問を掌り。神戶に於ては船舶の檢査及水先人の試驗を掌らしむ。二十年四月長崎にも司檢所を置き。船舶の檢査及海員の試驗を掌らしむ。同年八月神戶司檢所を廢し。其事務を大阪司檢所に併す。二十四年八月司檢所を船舶司檢所と改稱し。二十九年四月船舶司檢所に於ては一般に海員水先人の試驗。審問（二十年四月勅令第六十九號。船舶職員の試驗。水先人の試驗及審問と改む）。船舶の檢査及造船の工事監督を掌るとと爲す。同年六月新潟に東京船舶司檢所支所を置き。其十一月神戶に大阪船舶司檢所支所を置き（二十九年勅令第七十九號。船舶司檢所官制。同年遞信省告示第九十二號及第二百二十三號）。三十年七月更に橫濱。鳥羽に東京船舶司檢所支所を置き。境（伯耆）。赤間關に大阪船舶司檢所支所を置く。

【船舶の所有】遞信史要に云く。日本形船は勿論。西洋形船に至るまて。從來四民所有の禁制之あらさりしか。西洋形船に對しては曾て確然たる布告なく。人民政府の意を憚り。之か所有を出願する者少なく。爲に外國の船舶をして。開港場に止まらす。延て不開港場の運輸事業を蹂躪せしむる傾向あるを以て。政府は明治二年十月一の布告を發し。明に西洋形船舶所有の自由を認め。三年正月商船規則を公布するに當り。西洋形船舶の所有者は厚く之を保護すへきを告諭せり。爾來西洋形船舶。就中滊船は。人民交通思想の發達と共に增加し。殊に日淸交戰以來外國より購入せしもの甚た多きを以て。其二十九年末に於ける積量。登簿噸數凡そ二十三萬四千噸の多きに上り。之を三年末に比すれは。殆と十六倍と爲り。二十六年末に比するも猶ほ二倍を超ゆるに至れり。帆船に至りては滊船と大に其趣を異にすと雖も。二十一年以前に在りては。亦逐年增加の狀勢を有せしか。交通運輸の益〻繁劇なるに及ひては。遲緩の航運力を以て到底社會の需用を滿足すへきにあらす。且つ其危難に罹り易きの缺點あることは。從來の經驗に徵して明瞭なるとを得。加ふるに二十二年八月大藏省訓令第五十六號を以て船稅取扱心得書（十六年。大藏省達第三十六號。十七年同第二十號參看）第七條（同條に依れは。船體の構造。綱具の裝置等を西洋形船に摸擬せしものは。總て西洋形船に準して納稅するものとす）を削除したるの結果として。其籍を日本形船に轉するもの多き等。此等數種の原因は。同年よりして其減少を促せしかは。二十九年末に於ける積量凡そ四萬千噸と爲り。其二十一年末に及はさること實に三割六分とす。飜て日本形船（五十石以上）の狀況を察するに。一盛一衰殆と常なきものゝ如しと雖も。而も其大勢を通觀するときは。復た前日の比にあらさるを認む。

【船舶の製造。新造。購入の關係】遞信史要に云く。造船の業は上古既に世官世職の船部をして之を營ましめ。奈良朝に至り。兵部省中に主船司を置き。公私の舟檝。舟具を掌り。攝津國に船戶を設け。造船の事務を管理せしむ。寬永年間に至り。德川幕府は國民の海外に渡航するを抑制し。其密行を防くか爲。二檣五百石以上の船舶の製造を禁したりしか。嘉永年間米船の浦賀に來航するに及ひ。幕府は造船擴張の必要を認め。大船製造の禁令を解き。遂に長崎。橫須賀の製鐵所を設置するに至れり。明治三年正月の商船規則に於て。日本形船は其構造薄弱にして難破の患多く。人命貨物を損傷すること尠なからさるに因り。漸々洋式の船舶に改造せしむへき旨を告諭せり。八年五月開拓使布達第四號を以て。五百石以上の日本形船舶を製することを禁止す。北海道は海路險惡。殊に冬天風浪暴漲するに際し。從前の船舶にては到底難破に罹るを免れざるを以てなり。十一年二月開拓使布達乙第五號を以て。造船請願條例を設け。北海道に在籍する人民に限り。該條例に遵ひ。西洋形船舶の製造を請願することを許し。而して請願に係る船舶は。東京。橫須賀等にて之を製造せしめ。其製造代價は造船着手の時總額の十分一を納め。船舶受取の前日其殘額を納めしむ。然れとも一時に辨納する能はざる者には。二年乃至三年の年賦上納を許可し。造船落成後滿三年間は。航海の過失又は非常の天災より生せしにあらさる尋常の損傷は。造船者をして之を修繕せしむ。十八年七月布告第十六號を以て。日本形五百石以上の船舶は。二十年一月以降之を製造するとを禁止す。該布告の目的は。右開拓使第四號布達と同しく。不完全なる船製を廢し。堅牢完備の洋式に改め。破壞。沈沒の損害を豫防し。併せて海運の事業を活潑ならしめんとするに在り。而

セム八
セム八

して其範圍を五百石以上と爲し。施行期日を二十年一月と定めたる所以は。大形の船舶は成るへく洋式に改良せんと謀りしも。因襲の久しき。一朝俄に之を禁止するときは。運漕事業上不測の妨碍を來さんとを慮り。其氣運の趨く所を察し。漸次改良を施さんとせしと。當時既に製造に著手せる船舶の落成期限。及船主。海員の便益を謀りたるとに因るものなり。二十九年三月法律第十六號を以て【造船奬勵法】を公布し。又同年九月遞信省令第十七號を以て造船規程を公布し。共に其十月より實施せり(實施期間は十五年とす)。造船奬勵法は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして。遞信大臣の定むる資格を備ふる造船所を設け。船舶を製造する者に對し。其製造船舶に應し。造船奬勵金を下付すへきを規定せるものなりとす。而して其奬勵金を受くへき船舶は。鐵製又は鋼製にして。總噸數七百噸以上を有し。遞信大臣の定むる造船規程に從ひ。其監督を受け製造したるものに限るへく。又其奬勵金は。總噸數七百噸以上一千噸未滿の船舶に在りては。船體總噸數一噸に付金十二圓。一千噸以上の船舶に在りては一噸に付金二十圓を支給し。其機關を併せ製造したる場合には。一實馬力に付金五圓を增給す。但し帝國內の他の工場に於て機關を製造せしめたるときと雖も。豫め遞信大臣の許可を得たる者には。亦同一の奬勵金を下付するものとす。又造船規程は。二編四十章三百七十九條より成り。船體。機關に關し詳密なる規定を爲せり(同三十二年三月法律第四十六號。及び遞信省令第二號を以て。船舶法及ひ施行細則を定めたり)。明治三四年の頃に在ては。造船事業未だ振はす。需用の船舶は之を外國製に取るもの多かりしも。其後狀勢一變し。十一二年の頃に至りては新造漸く增加し。購入大に減少せり。爾來多少の消長を免れすと雖も。要するに新造は概して多く。購入は少なきを見る。尙ほ茲に注意すへきは。近來新造。購入共に滊船に多くして。帆船に少なきこと是なり。明治十年以後の購入滊船は。其船數常に新造滊船よりも少なく。殊に二十二年以後に在りては。三分乃至八分一(二十七年以後は例外とす。以下亦同し)の少數なるにも拘はらす。其噸數に至りては。所く概ね新造の上に在り。其新造に及ばさるものは。唯十一年乃至十六年の六年間に於けるものゝみなり。之を要するに。購入船舶は概して其船體大なるを以て。船數甚だ少なきにも拘はらす。噸數却て新造の上に出つと雖も。造船事業の發達進歩するに從ひ。船數。噸數共に新造船に凌駕せらるゝに至るへし。更に轉して船質上より察せんに其供給を外國に仰くは殆ど鋼鐵若くは鐵製のものにあらさるはなし。

【船籍】遞信史要に云く。明治三年正月布告の商船規則は。西洋形船を所持し。又は新に購求する者は。民部。外務兩省連署の船免狀を受有すへしとせり。船免狀は船籍を確證するものにて。內外の航海。碇泊を問はす。相當の保護を請求し得るの證票なるを以て。外國航行の船舶は勿論。內國航行の船舶と雖も。常に其船內に保存すへきものなりとす。然るに該商船規則に規定せる船免狀は甚た不完全にして。外國航船は大に其不便を感するを以て(七年八月布告の航海公證規則は。全く此不完全を補充するの趣旨に出つ。故に下に揭くる船免狀記載事項の改正と同時に之を廢止せり)。十二年五月布告第十九號を以て。船免狀に記載すへき事項を改正し。末尾に於て明に日本帝國の所轄船たるとを確證せしむ。十四年二月同第十二號を以て。蒸滊船は十噸。風帆船は二十噸以下。及湖川港灣を限り。運航するものは其船免狀を受有するに及はすとせり(二十九年十二月遞信省令第二十五號を以て。船鑑札規則を定め。三十年一月より施行し。登簿船免狀を受有するに及ばさる船舶は。航行の用に供せさる船舶。登簿噸數五噸未滿若くは積石數五十石未滿の帆船及艪櫂のみを以て運行し。若くは主として艪櫂を以て運行する船舶を除く外。船鑑札を受有すへしとし。而して該規則施行の際現在の船舶は船稅規則に由り。從來受有したる船鑑札を以て該規則に定むる船鑑札に代用することを得るものとせり)元來船免狀は。日本船たるを證する爲め航洋船に交付すへきものにて。湖川又は港灣を限り運航する所の瑣々たる小船に交付すへき性質のものにあらさるを以てなり。而して其船免狀を受有する船舶を登簿船と曰ひ。船免狀を受有するに及ばさる西洋形船及日本形船を不登簿船と曰ふ(二十三年十月勅令第二百十九號を以て。船籍規則を制定するに及ひ。從來の船免狀を改めて船籍證書と爲し。登簿噸數十五噸以上の西洋形船。及百五十石以上の日本形船は。凡て此證書を受有すへきものとせり。此規則は當初二十四年一月一日より施行すへき規定なりしが。同年十二月勅令第二百九十六號を以て二十六年一月一日よりと改め。二十五年十二月同第百十七號を以て。更に商法中此規則に關聯する條項の施行延期中之を實施せざるものとせり)。西洋形商船は沿海府縣の所轄に屬し。其府縣內に船籍を置き。其定繫港を定めさるへからす。此規定は明治十二年布告第五號の明示する所なり。該布告に於ける西洋形商船なる文字中に。西洋形官船を包含せざるは。六年同第三百四十二號。及八年同第百四十四號(萬國船舶信號法告諭第一條)に依り。一點の疑を容れす。故に西洋形官船に對しては。沿海府縣は何等の管理をも爲す能はざるものとす。

【船舶の檢査及測度】遞信史要に云く。明治四年十二月。大藏省達第百三十九號を以て。船舶積石噸數改方法則を公布す。十七年四月布告第十號を以て。更に船舶積量測度規則を制定し(明治四年の船舶積石噸數改方法則は。十七年六月大藏省達第三十八號を以て之を廢止せり)。海軍艦船を除く外。西洋形船たると日本形船たるとを問はす。總て此規則に依り測度するものとし。同時に太政官布達第十號を以て其測度方法を定め。又同年五月農商務省達第十三號を以て。瀛船公稱馬力算定方法を定む。此等各種の規則は。船舶の航路を制限し。船舶に相當の海員を乘組ましめ。船税を徵收するの點に於て特に之を制定するの必要を見るなり。船舶の檢査に關しては。明治十三年十一月。內務省達乙第四十五號を以て。小形旅客瀛船の取締は。此達書を標準とし。各地の實況に應し適宜其規定を設くべしとし。而して本船の船體機關其他の附屬品にして。必ず整備せざるへからさるもの丶要目を揭け。且つ每年一回以上船體。瀛機を檢査し。運航に堪ふると認むるときは。檢査證書を下付し。船の大小に從ひ。乘客の數を制限すへしとし。十七年十二月布告第三十號を以て。西洋形船舶檢査規　を公布し。西洋形船舶は海軍艦船及二十噸以下の風帆船を除くの外。總て此規則に遵ひ檢査を受くへしとし。而して登簿船は農商務卿。不登簿船は府知事。縣令の任命せる官吏に於て檢査證書を下付すべしとす。此檢査證書の効力は其船の現狀に依り。六箇月。十二箇月に區別し。効力期間滿了の後は更に檢査を請ふべしとし。又船舶の大小に依り。乘客の員數を制限せり。二十九年四月法律第六十七號を以て。右檢査規則を改定して。船舶檢査法と爲し。三十年七月より之を實施せり。而して其改正の要點は。第一。百五十石以上の日本形船及外國より雇入れたる船舶にも該規則を適用すること。第二。檢査證書の効用期間を一定せさること。第三。再檢査を申請し得るの途を啓きたること」是なり。船舶の檢査に。特別。定期及臨時の三種あり。此區別は明治二十九年四月の遞信省訓令第二號。西洋形船舶檢査手續に於て規定せる所にして。特別檢査とは。船舶を帝國の船籍に編入し。始て航行の用に供せんとするとき。及ひ爾後船舶の狀況に依り。三年乃至五年每に一回執行するを謂ひ。定期檢査とは檢査證書有効期限滿了のとき。又は檢査細則第三十條(同條に曰く。檢査證書有効期限內と雖。船主の都合に因り。定期檢査を繰上け。出願することを得)に據り出願ありたる時執行するを謂ひ。臨時檢査とは。檢査證書有効期限內に於て。船體。機關の要部に損所若くは變更を生したる時。又は檢査證書記載事項に變更を生したる時。又は船舶の臨時入渠若くは上架したる時。其他檢査官吏に於て必要と認むるときに於て執行するを謂ふ。但し從前に在りては。別に檢査の手續を分ちて定期。臨時の二種と爲し。又二十六年度以前に在りては。別に保險檢査の手續ありたりき。保險檢査は東京海上保險株式會社。及他の海上保險會社の請願に因り。船舶又は搭載貨物保險の爲め船舶を檢査するを謂ふ。

【船舶信號】遞信史要に云く。海上に於て普通信號の方法を設置するの緊要なるは。歐米の諸海國之を論し。曩に英國政府に於て。インターナショナル。コード。シグナルを選定し。以て刊行したり。是に於て。佛。米。丁。和。露。希。伊。獨。西。葡及瑞典。伯西爾の如き。諸海國の政府に於ても之を採用し。以て其軍艦。商船及陸上信號場に於て專ら之を用ひしむ。因て本邦にても明治八年九月之を飜譯し。萬國船舶信號書と題し。以て軍艦及西洋形の官船商船及燈臺の如き信號場に於て。互に通信應答を爲す一般の法と爲せり(此信號書は。八年九月布告第百四十四號を以て公布し。十七年六月農商務省告示第六號を以て訂正增補せり)。而して海軍省に於ては。船名を指示する爲め必要なる信號符字を船舶に授與し。其信號符字と艦名とを記載する船名錄を作り。以て陸上信號場及軍艦。官船。商船の船主をして。其相遇ふ所の艦船に信號を爲し。及自己の船名を通知するの便に供す。此信號法は艦船の保護及相互の通信を便利ならしめんか爲め設定せるものなるを以て。船長。士官は其用方に習熟せさるへからす。故に明治八年九月以降。船長。士官を選擇するには。信號法を了解するや否やを檢定すへしとせり。信號の方法は。一定せる十九種の信號旗を備へ。其一を注意若くは回答の用に供し。他の十八旗は順列(パーミュテーション)に依り。二個。三個或は四個を聯結し。以て相互の意思を通するものとす。而して此十八旗は羅馬字のBよりW迄の子韻符に代用するものなるを以て。旗の聯結を見て。其如何なる子韻符を聯結したるやを知るを得へく。而して信號書はBCよりFGMDに至る迄。ABCの序を追ひて排列するを以て。容易に其符字を搜索し。其說明に依り。信號の意味を察するを得へし。又信號書は「イロハ」の順を追ひて語句を排列し。之に對する信號符字を置き。以て信號を發するもの丶用に供す。船舶信號の事務は初め海軍省の所管たりしか。十年二月內務省に屬し。十四年九月農商務省に屬し。十八年十二月遂に遞信省に屬す。

【船舶の難破。賞與及救濟】遞信史要に云く。難破船及漂流物に關しては。舊幕時代に於て諸國の浦々に高札なるものを揭示し。御定書百箇條に於て。打荷等の制裁を定めたるもの丶外。一定の制度として見るに足るもの少なし。明治二年九月。政府

は右の浦高札案を取捨し。一の浦高札を發布せり。其制に依れば。難破の船舶を發見したる者は。速に救助の手續を爲さゝるへからず。而して救助人へは。海上より取揚げし貨物の二十分一。若くは十分一。及取揚諸費を給與すへきものとす。八年四月布告第六十六號を以て。浦高札を廢止し。更に內國船難破及漂流物取扱規則を制定して。遭難船の救助手續。難船物を保安する者に支拂ふへき保安料の割合。保安物の賣拂。及其賣拂金より辨償すへき費目。船主。荷主及民費を以て支拂ふへき難破費用の割合。難破の狀況を說明する浦證文の調製。難破の損害に對する船長の責任。漂流物の屆出竝に其處分等に關し。詳細なる規定を爲せり。爾來一二の修正ありしも。曾て著しき變更なし。十年八月同第五十五號を以て。船難報告竝に船難證書授受手續を定む。船難報告は暴風雨其他の海難に因り損害を生せりと思考するとき。豫め其實況を報告するものにて。後日船難證書を記するに必要の引證に供すへく。船難證書は現に損害の多寡を確め得たるとき。其損害の原因及其損害の生したる月日場所等を詳に記載すへきものにて。其記入の事項眞正なりと認むへきときは。保險會社に對し保險金を請求するに充分の證憑と爲るへきものとす。該布告に遵ひ。此報告及證書を作るを得るは。外國人に關係ある貨物を積載せる西洋形商船(十三年三月布告第十號を以て商船の文字を刪除し。廣く西洋形船に適用することゝせり)に限り。其他の船舶に及ほさす。是れ當時內國に海上保險の業未た起らさりしを以て。一般に船難報告船難證書を必要とせさりしものなるへし。船難證書及浦證文は。裁判上船長の責任を決する有力の材料と爲るものなり。」外國船の難破に關しては。明治三年二月布告第百四十八號を以て。不開港場規則船難救助心得方を布告し。不開港場にて外國船難破せしときは。相當の便宜を與へ。其費用は船舶の修繕及乘組員の滯在に要せしものゝ外は。遭難地にて支給し。且つ速に難破の狀況を外務省若くは最寄の府藩縣へ屆出つへしとし。八年五月。同第七十號を以て。其救助に要せし當然の費用は船主の負擔に歸すへきものとせり。此他英國。米國及韓國とは難破船費償還條約あり(十二年三月內務省達乙第十五號。十四年九月同第四十五號。二十年六月勅令第二十一號參看)。」遭難船の人命救助者賞與に關しては。明治十四年十二月發布の褒章條例に於て紅綬褒章を賜ふへしとし。十六年一月布告第一號に於ては金。銀。木杯若くは金圓を賜ひ。又は褒章と金。銀。木杯。金圓を併賜することあるへしとし。其救護の爲め死傷せし者には。十五年十二月太政官達第六十七號に依り弔祭扶助料を支給すへしとせり。」明治三十年四月。大日本帝國水難救濟會を保護し。其事業を振作せしむる必要を認め。三十年度より向ふ三箇年間。每歲補助費として金二萬圓つゝ下付することゝせり。該會は明治二十二年十一月の創立にして。當時其救難所は讃岐國與島及多度津の二箇所に過きさりしも。漸次之を讃岐國引田。紀伊國大島。太地。和歌山。阿波國撫養。陸前國石の卷。渡波の七箇所に增設するに至れり。

【船舶の賣買讓與書入質】遞信史要に云く。從來外國より購入せる諸藩の艦船は。其購買費の莫大なるにも拘はらず。老艦廢船多きに因り。明治二年正月。行政官達を以て。爾後諸藩に於て外國艦船を購入するときは。開港場府縣へ申出て。其筋の指揮を受くへきを命せり。同年同月軍務官達を以て。諸藩に於て西洋形船を購入したるときは。其船名。馬力。噸數等を屆出てしむ。六年十月布告第三百四十二號を以て。諸省使寮司府縣に於て官用の船舶を外國より購入するときは。定例の噸稅を納付するに及はすと雖も。其之を購入するの約定を爲すに當りては。先つ其旨稅關に打合せ。且つ免狀受取方を大藏省へ申出つへしとし。其商品運輸の爲め購入せるものに限り。商船規則に照準し。港灣出入の際は商船と同しく碇泊稅を納めしむ。十年三月布告第二十八號を以て。人民所有の船舶を賣買又は書入質と爲さんとするときは。諸建物書入質及賣買讓渡規則に準據し。賣主又は書入主より其船の圖面と約定證書とに本船管轄地戶長の公證を受くへく。右の手續を爲さゝるときは。其約定證書は普通の金穀貸借證書と見做すへしとし。十九年八月法律第一號を以て。登記法を制定するに當り。十年第二十八號布告の規定を變更し。船舶の賣買。讓與。質入。書入の登記を請はんとする者は。其定繫場の登記所に登記を請ふへし。若し登記簿に登記を爲さゝるときは。此等の行爲は第三者に對し法律上其効なきものとせり。二十年七月法律第一號を以て。登記法の條項を改正し。登記を受けたる船舶に變更を生し。又は亡失。破壞したるときは。船主より登記の變更又は取消を請ふへしとせり。

【航路】遞信史要に云く。航路に關しては。往時全く一定の制度なく。如今尙ほ規定の見るへきもの少なし。今維新以來の諸法令を參照し。其の大要を記載せん。

【航路の制限】航路の制限は。船舶を安全ならしめんか爲に設くるものとす。明治十四年十月。東京警視本署布達甲第四十七號を以て。小形旅客滊船取締規則を發布するに當り。公稱馬力五十未滿の滊船の航路は。官の許可を受けしめ。而して航路及發著の場所を變更するときは。書面を以て屆出つへしとせり。是れ航路に制限を設

けし濫觴なり。十七年十二月布告の西洋形船舶檢査規則に基き。十八年四月農商務省達第十五號を以て船舶檢査施行手續を制定するに際し。航路を外國。内國。近海。内海。平水の五種に區分し。檢査官吏に於て適當と認めたる船舶にあらされは。各航路を通航するを得すと規定せり。十九年四月遞信省令第四號を以て。西洋形船舶檢査細則を改定し(從前の細則は。右十八年農商務省達第十五號を以て。施行手續と同時に發布せしものなりしか。此に至り此二者を合せ一の細則を設けたり)。二十六年十月同第十八號を以て之を修正し。航路を外國(一)。内國(二)。近海(三)。平水(四)に種別し。其第一種を内外國の諸港に航通し得へき線路。第二種を内國各地及朝鮮國南界の鴨綠江以北。露領黑龍江に至る沿岸。竝薩哦嗹島諸港に航通し得へき線路。第三種を内國沿岸の近港間。又は内地と離島との間を航通し得へき線路。第四種を國内水上其他靜穩の海上を航通し得へき線路とし。而して此等各航路は。或る三四の場合を除き。檢査官吏の交付せし檢査證書を受有する船舶に非されは。航通するを得すとせり。三十年五月同第六號を以て發布せし船舶檢査法施行細則は。航路の名稱を改めて遠洋。近海。沿海。及平水の四種と爲したりと雖も。其各區域に至りては。敢て著しく從前と異なる所あるを見す。【定期航路。航海奬勵】郵便物の航送及一般運輸の便に供せんか爲め。明治三年正月。政府は汽船二隻を靈岸島廻漕會社に下賜し。毎月一の日を以て東京。大阪の兩地を出帆し。横濱。神戸に寄港せしむ(廻漕會社は四年正月を以て廻漕取扱所に合併す。而して廻漕取扱所の變せしもの是れ日本國郵便蒸汽船會社たり)。五年八月日本國郵便蒸汽船會社の創立を允可し。各藩より納付したる西洋形の船舶を拂下け。定期の航海を開かしむ。當時政府か此會社に與へたる保護は頗る優渥なりしも。船主の競爭に因り。會社永續の見込なきを以て。八年九月。政府は前年征臺の時新に購入したる汽船十三艘を該會社に付與せす。當時隆盛の傾向を呈せる三菱汽船會社に下渡し。上海及内國環海の定期航海を開くを命せり。爾來政府は航海費助成金として。年々二十五萬圓を三菱會社に給與し。其事業を奬勵したりしか。三菱會社は漸々不當の運賃を貪るの形跡あり。爲に内地商品の停滯を來さしむるの恐ある等より。政府は別に一の汽船會社を設立せしめ。兵商二途の用に供せんとし。乃ち十五年七月全國の有志者を勸誘し。一會社を組織せしむ。之を共同運輸會社と曰ふ。政府は該社に農商務省附屬の汽船十三艘を貸下け。且つ株金の内二百六十萬圓を引き受けたり。然れとも政府は此會社に對し一定の航路を開通すへきを命令す。幾もなく三菱會社と共同運輸會社との間に劇烈なる競爭起り。其極本邦の海運事業を衰退せしむるの虞あるを以て。政府は十八年九月兩社に說諭し。其財産を合併して新に一社を組織せしむ。現時の日本郵船株式會社是なり。同社の設立を許可するに當り。政府は其資本金を一千一百萬圓(下に揭載する日本郵船株式會社各期末現況比較表の備考參看)と定め。營業年限を滿三十箇年とし。其株金全額に對し。開業の日より十五箇年間利益年八分に達せさるときは。政府之を補給すへしとし。同時に此年間に於て該社の必す航通すへき航路及航海度數其他數項を命令せり。二十年に至り。政府は曩に命令したる利益補給の制限を立て。將來該社資本の增減收入の多寡に拘はらす。其年限中毎年八十八萬圓つゝ補給することゝせり(猶運送の部を參看すへし)。」明治二十年五月。政府は大阪商船會社を保護し。關西の航路を隆盛ならしむるの必要を認め。二十一年度より向ふ八箇年間。毎歲助成金として五萬圓つゝ下付することゝし。大阪以西の諸港に定期の航海を開かしむ。」明治二十九年三月法律第十五號を以て航海奬勵法を公布し。同年十月より之を實施せり。同法の規定する所に據れは。帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして。自己の所有に專屬し。帝國船籍に登錄したる船舶を以て。帝國と外國との間又は外國諸港の間に於て。貨物旅客の運搬を營業とする者には。其船舶に對し航海奬勵金を下付するものとす。而して其奬勵金を受くへき船舶は。總噸數一千噸以上にして。一時間十海里以上の最强速力を有し。造船規程に合格したる鐵製又は鋼製汽船にして。遞信大臣の認許を受け。且つ該法律施行以後帝國船籍に登錄の際製造後五箇年を經過したる外國製造の船舶。製造後十五箇年を經過したる船舶。又は帝國政府の命令に依れる航路に使用する船舶にあらさることを要す。又其奬勵金は總噸數一噸航海里數一千海里に付き二十五錢を支給し。總噸數五百噸を增す毎に其百分の十。最强速力一時間一海里を增す毎に。其百分の二十を增給す。但し總噸數六千五百噸以上。又は最强速力一時間十八海里以上の船舶に對しては。總噸數六千噸。又は最强速力一時間十七海里の船舶に對する割合に依り支給するものとす。然れとも此等の算率は。製造後未た五箇年を經過せさる船舶に對してのみ之を適用すへきものにして。其既に五箇年を經過したるものに對しては。一年毎に其百分の五を遞減す。又遞信大臣は相當の金額を給與し認許を受けたる船舶を。公用の爲めに使用することを得。而して又該船舶所有者は。其費用を以て航海修業生を其船舶に乘組ましめ。及郵便物竝に郵便用品を無料にて遞送すへき義務を負擔するは勿論。航海奬

セムハ

勵金を受け。航海する期間。竝に其航海を終りたる日より三箇年間は。其船舶の既に受けたる奬勵金を償還するか。又は天災其他抗拒すへからさる強制に因り施行に堪へさる場合を除く外。遞信大臣の許可を受くるにあらされば。該船舶を外國人に賣渡。貸渡。交換。贈與。質入又は書入することを得さるものとす。今該法施行以來明治三十年十一月迄に認許證書を下付せし船舶を見るに左の如し。

船主	船名	船質	總噸數	最强速力	航路	進水年月	認許年月
日本郵船株式會社	金州丸	鋼	三九六六	一四	米國線	千八百九十年十二月	明治三十年三月
同	旅順丸	同	四七九三	一三	同	千八百九十二年十一月	同　四月
同	神奈川丸	同	六一五〇	一四	歐洲線	千八百九十六年十月	同　五月
三井物産合名會社	彦山丸	同	三六二〇	一二	香港線。新嘉坡線。濠洲線	明治二十五年一月	同　七月
日本郵船株式會社	博多丸	同	六一五一	一四	歐洲線	千八百九十六年十二月	同　七月
同	土佐丸	同	五七八九	一四	同	千八百九十二年十月	同　八月
三井物産合名會社	富士山丸	同	二〇二〇	一二	上海線。牛荘線。汕頭線	明治二十九年十二月	同　九月
日本郵船株式會社	河内丸	同	六〇九九	一四	歐洲線	千八百九十七年一月	同　十月
三井物産合名會社	阿蘇山丸	同	一六九八	一〇	上海線。牛荘線。汕頭線	明治二十三年八月	同　十一月
同	愛宕山丸	同	二〇二〇	一二	同	千八百九十七年三月	同　十一月
日本郵船株式會社	若狹丸	同	六二六六	一四	歐洲線	千八百九十七年三月	同　十一月
同	鎌倉丸	同	六一二三	一五	米國線	千八百九十六年十二月	同　十一月

備考　進水年紀に西暦を用ひたるは外國製に係るものなり

航路の擴張は一般奬勵と特別助成とに依り其完備を期するか爲め。航海奬勵法の實施と共に特別助成の法を設け。隨時必要と認むる地に定期航路を開始せしむ。三十年十一月現在特別保護航路は左の如し。」一。横濱。アデレード線。二。横濱。孟買線。三。新潟。浦鹽斯徳線。四。函館。コルサコフ線。五。上海。漢口線。六。漢口。宜昌線是なり。

セムベイ　煎餅は。多くは。米及小麥粉等を以て製するものなり。今其種類製方等を左に示すへし。和漢三才圖會云。煎餅造法。用二糖蜜一溲レ麪。不レ柔不レ硬。而盛レ甑蒸レ之搏也。如二李大一。而以二竹管一熨レ之。薄扁徑四寸許晒乾。毎一枚以二鐵皿一從二兩面一焙レ之。稍乾時取出卷レ端。狀似二蓮嫩葉一。呼曰二卷煎餅一。」一種用二半熟糯粉一和二半豆粉一。以二膠飴一溲レ之。搏如二雀卵一。而用二竹管一熨レ之甚薄。日乾炙レ之。則大擴脹起。味脆美。然爲二下品一。」一種有二唐松者一。是亦煎餅之類。溲レ麪入レ模。圓匾内空也。」一種有二松風者一。用二糖蜜一溲レ麪。薄匾如レ板　而罌粟撒焙レ之。其下品者名二罌粟板一。」猶松風の事は。牛皮の條に出せり。又嬉遊笑覽云。雍州府志に云。煎餅は六條にて製する故。六條せんべいといふ。また其邊醒井にて製する片餅も。同じ類にて。近江國醒井にて作るものに倣ひたるなり。煎餅は火を經る故。面鬼面のごとく膨脹たり。故に鬼煎餅と呼。片餅は火をあてずして賣。求る人くふべき時燒なり。輕燒。氷燒。雪燒等。くさぐさ近世處々にて製すといへり。醒井餅は名物なり。望一后千句。「更行ば目もさめが井の冷やかに。宵につきたるもちひなるらし」。煎餅は宗長紀行上卷。人のもとより篠粽せんべい二色を贈られしに「心ざしみやまにしげき篠ちまき。數はせん秋せんべいにして」。錦繡緞「六條の鹽や詠めん花くもり。其角」。「煎餅簀に干す雪の春草。沾蓬」。むかしの煎餅は鐵の模にて燒やうの巧みなることなし。尤草子。おさるゝ物の内に。せんべいは竹の筒におさるといへば。筒に入て拔

て截たりとみゆ。其の燒ところを人倫訓蒙圖彙にかきたり。火鉢を助炭の內に置火筋にて餅をはさみて燒なり。やきたる處。蝦蟆の背のごとく疣瘩出來るにより。鬼煎餅と呼。其頏が賢女心粧に。泉州高須の事をいふ處。所の名物鬼煎餅を賣る云々。其繪をみるに。餅入たる籃と。助炭とを一荷にして負たり。いづくにも此やうにして賣ありきしが。獲絨輪に勇角がいろは九十韻に。「世わたりを痂氣がさせず煎餅賣」といふ句あり。この頃上野の山下にて砂糖入のかき餅を。火筋のごとき物の先を二つに割かけたるに。餅を挿み。燒て賣ものをみたり。これ徃昔の製に似たり。又【鹽せんべい】といふものむかしの煎餅にて(砂糖は入るゝも入らぬも有べし)。巖れて後近在には稀に見えしを。この頃は江戸にも流行て。本所柳島邊にて多く作り。所々の辻にてだぐわしと同く賣。また神佛の緣日にも持出て賣。この故にや。近ごろは。罌粟燒といふものすくなくなれり。醒が井餅も。近ごろ江戸にて。五色かき餅などゝて有しが。售ざるにやなくなりぬ。寬永發句帳に「さかり過て。色やさめが井もちつゝじ」。圭琢」。雪燒。氷燒は輕やきの白色なるをいふなるべし。江戸名物鑑に(寬延ごろより明和の初めなり)。木葉せんべい。歌せんべい(百人一首歌かるたの形なり)。又若荷屋の輕燒き「皆にくへと誓願たてし輕燒の。てんと身帶のほるめうがや」(はやりし物と見えたり)。其外吉原卷煎餅。淺草餅など出たり。菓子屋は上野山下の金澤のみなり」とあり。又明治十八年五月菓子稅則を制定されたり。其煎餅に關するものは。大畧左の如し。菓子稅則の儀に付。東京府より大藏省へ伺(十五年五月二十二日)ひたる三項の內。今煎餅に關する一項を抄錄す。即ち其第三項なり。」左記品目の如きも。菓子の範圍內に有之候哉○煎餅類(鹽煎餅。八橋煎餅。辻占煎餅。がら〳〵煎餅。つくばね煎餅)云々。」其指令(十八年六月四日)に。伺之趣。左之通可相心得候事。第三項鹽煎餅。飴。汁子(懷中汁子を除く)。團子類。餅類(中略)。眞粉細工。干柹。氷菓子。砂糖漬の內。糖汁に浸したるものゝ類は。菓子の範圍外とす」とみえたり。

セムミム 賤民。(ヤツコ。エタを見よ)

セムミヤウ 宣命。(セウチヨクを見よ)

セムモムガクカウ 專門學校は。醫學。藥學。政治學。法律學。經濟學。文學。理學。美術。音樂等を專門として授る所にして。現に(明治三十二年)其校數は官立三校。公立四校。私立三十八校。計四十七校あり。官立の三校は。東京外國語學校。東京美術學校。東京音樂學校にして其狀況は左の如し。【東京外國語學校】は歐洲及東洋近世語を教授する所にして。現今に於ては英語。佛語。獨語。露語。伊語。西語。清語。韓語の八國語を授く。修業年限は三箇年とし本校所定の學科の外。更に副科として經濟學。國際法。教育學の三學科を置く。同校は從來高等商業學校の附屬なりしが。三十二年四月勅令に依り獨立して校名を改稱せり。【東京美術學校】は繪畫。圖案。彫刻。建築。美術工藝の五科を置き。各科專門の技術家及普通圖畫の教員たるべき者を養成する所にして。各科の修業年限を四箇年とし。別に一箇年間豫備の課程を履修せしむ。明治三十二年中。學科課程を改正して塑像科を新設したり(ビジユツ參看)。【東京音樂學校】は汎く音樂專門の教育を施し。善良なる音樂教員及音樂師を養成する所にして。其學科は本科。豫科に大別し。本科を分ちて師範部及專修部の二部とす。又別に選科。研究科及小學唱歌講習科を置く。本校は從來高等師範學校の附屬なりしが。三十二年四月勅令に依り獨立して校名を改稱せり(オンガク參看)。

【公私立專門學校】は三十二年調査には醫學又は藥學を教授するもの十五校。政治學。法律學又は經濟學を教授するもの十二校。文學を教授するもの四校。理學を教授するもの七校。其他の學科を教授するもの四校とす。【特別認可】明治二十一年八月文部省は告示第七號を以て。特別認可學校規則を發布し。明治法律學校等その認可を受け。三十二年二月同省令第三十四號を以て。公立私立學校認定に關する規則を公布せられ。即ち同種學校にして徵兵令第十三條又は文官任用令第三條に關し。文部大臣の認可をうくべき規定を定められ。法律。政治。經濟を專門とする學校の多くはこれに依ることとなれり。慶應義塾。早稻田專門學校。濟生學舍。同志社。其他法律學校(ハフリツガク參考)等皆この種に編入す。

セムリウ 川柳は。狂句なり。天明以後狂體の俳諧流行し。江戸座の一派にて。頻りに之を詠めり。又同時に。前句附と云ふ者流行す。例へば「切りたくもあり。切りたくもなし」と云ふ下の句を題に出して。其前句を付くるに「盜人を捕へて見れば我が子なり」など云ふが如し。柄井川柳と云ふ者。前句附の點者なりしが。好んで狂體の句を採りければ。人呼で川柳點の句と云へり。川柳は俳句と違ひ。切字を用ひさるか多し。是前句を附る心にて詠めばなるべし。北窓瑣談に云。江戸に一種の發句あり。其集を柳樽と名付く。甚卑俗にして文雅の人の弄ぶべきものにあらずといへども。よく人情の委曲世態の變化を述る事妙に入りて。しかもおかしみを帶。その句をよめば。いかなる憂欝の時も顏を不解といふことなし。一兩句を

擧くろに「居候こげがすきぢやとたんと喰ひ」。「ともすれば二條の后ずれさがり」。「其れだはよしやれ／＼と最明寺」。是等の類彼集に多し。右の川柳は。一話一言に。寬政二年庚戌九月二十三日川柳死。川柳は。近頃前句附の點に名高き者也。淺草新堀端名主。柄井八右衞門といへる者也」と云る是なり。又一種【冠附】又は五文字取と云ふものあり。例へば。これは／＼。いやな事。今ならば。抔の題を出し。銘々思ひ／＼に後を付くるなり。嬉遊笑覽に云く。【五文字】といへるものは。冠り附にて。二種あり。段々附は。はいかいのちがひ附の如し。冠りに五字かふり。アの一字かむり有。これ文字鎖りの類なり」とあり。

セム井ム　船員。(カイ井ムを見よ)

セメムト　セメムトは。もと外舶輸入物なりしが。近來我國之を製するに。其の品質の極めて。善良なる結果を見るに至れりといふ。諸工場は多くは明治十八年頃の創建にして。東京府下深川淺野工場。同橋本工場。同田村半輔。大阪府下セメムト會社。山口縣下小野田セメムト會社。靜岡縣下淸水港一瀨寬治。新潟縣下絲魚川八木藤左衞門等其の古きものなり。

セヤク井ム　施藥院は。古の慈惠病院なり。【悲田院】は古の養育院也。施藥院は。續日本紀に聖武天皇天平二年四月。始置二皇后宮職施藥院一。令下諸國以二職封竝大臣家封戶庸物價一買二取草藥一。每年進上レ之と見えたり。當時鰥寡孤獨其他窮民の疾病に罹りしものを存恤し。之に醫藥を施す所とす。又其死者の爲には悲田院を設置る。是竝に恤民の聖意に出たる渥恩と謂へし。後世施藥院又悲田院の名稱はありたれとも。蓋徃昔の遺制は廢絕せしものゝ如し。今其事實を擧ぐべし。文藝類纂云。施藥院云々。是仁正皇后の意より出て。天下飢病の徒を養はれしこと。天平四年六月皇后崩御の條に見ゆ。其の後中絕せしか將行はれさりしか。再官員を定めらる。日本後紀(鈔本十七)。天長二年十一月庚午置二施藥院使司。判官。主典醫師。各一人一と有り。續日本後紀(五)。承和三年五月の上表に。故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣。情深二謙挹一義貴二能施一。遂乃折二割食封千戶一。貯二收施藥勸學兩院一。藤原氏諸親絕乏者。同氏子弟勸學之舋。量班二與之一と云るは。冬嗣の再興あられし者なるへし。原は藤原氏窮乏の者の爲なりしか。後は再朝廷施行の藥院となれりと見えて。職原抄(下)。施藥院使の下に使醫道四位以下補レ之。爲二彼道重職一也。判官。主典。件職徃古藤氏長者宣也。近代勅補歟。但不レ載二除目一(近代以下竄入と云。然れとも徃古云々の語に據れは。此時藤氏の宣に非ると知るへし)。是既に官より命せらるゝことゝなりしなり。即和氣長成(承久の亂に上皇に隱岐に從ひし者也)。丹波雅忠等。皆此官となる。後世只空く官に拜するのみにて。施藥院は既く再廢頽せしと見えたり。然れとも其在所は拾芥抄(中末)に施藥院。」藥院唐橋南室町西云々。施藥院同所也。東五條藤氏先祖申二納諸國藥種一養二病人一所也。有レ使以二辨別當主典及外記一爲二別當一といへり。小中村淸矩曰く。古へは京中なる孤獨の病者。又は棄兒の爲に施藥院。悲田院の設あり。其施藥院は拾芥抄に唐橋南室町西とあり。續紀に天平二年四月。始置二皇后宮職施藥院一。令二諸國一以二職封竝大臣家封戶庸物價一買二取草藥一每年進レ之とみゆ。悲田院は扶桑畧記に。天平二年五月。置二悲田施藥兩院一。以養二天下飢病之徒一と見えたれば。共に光明皇后の創立にして。其始は皇后職竝大臣家より資用を給せられけんを。後には官の處分となれるなる可し。悲田院の在所は國史に東西悲田とあれば。原兩京に在つらんを拾芥抄に在二鴨川西畔一とみえたるは。後に左京にのみ存れる歟。扨兩院の狀は延喜京職式に凡京中路邊病者孤子仰二九個條令一。其所レ見所レ遇隨便必令三取送二施藥院及東西悲田院一とみえ。三代格寬平八年閏正月十七日の太政官符に。施藥。悲田兩院の預其人に非す懈怠多きにより。看督近衞等をして每旬分番巡檢せしめ。寒溫適せず。衣食給する無き者は院司を責しめんと。施藥院より奏狀せしに。右大臣の宣に奉レ勅依レ請云々。又大藏宮內兩省より充る所の綿及古弊幄幔等。施藥院司請納る後。三所の病者孤子等に頒給す。疎畧を致す事莫れ(節略)。政事要畧七十貞觀九年三月七日の宣旨に。右大臣宣。京中諸人拾二男兒於道路一。遂爲二犬馬一見二害喫一。是即職吏之不治人民之不仁。宜下檢非違使每レ見二此事一召二當條令竝町長等一。重加中勘當上。當レ俾レ送二居施藥院一。准二其狀一必申レ官者。」又同書同卷延長八年二月十三日の宣旨に。左大臣宣奉勅。如聞頃者京中病者。多臥二路頭一無二人拾養一。誰救二其命一。宜仰二左右京職官人一率二坊令等一。每レ條巡檢處二置便所一。及隨二檢非違使看督等一取送。同其收養者兩職承知依レ宣行レ之。其食法大男。大女日各米一升鹽一勺滓醬一合。小男。小女日各米六合鹽五撮滓醬五勺。但米用以二義倉料一。鹽滓醬請二大膳職一。鋪設自二掃部寮一。衣服古幔請レ自二大藏省一。事緣二濟民一不レ得二疎略一。」かく次々に慈惠の制も有つれど。猶行足はざる事の多かりしなる可し。古は葬地の制限も定かならざりしかば。貧しき家の死人の骸は心に任せて原野に取棄し狀に見ゆ。況て道路に斃たる骸悲田院の亡者抔は。官より速に取置く事も无かりしにや。日本後紀承和九年十月甲戌。勅して左右京職東西の悲田に命し。島田及鴨河原等の髑髏五千五百餘頭を燒歛させ。三代實錄元慶七年正月二十六日。渤海使入京の路次山

城。近江。越前。加賀等の國に令して。路邊の死骸を埋瘞させたる類。國史を考索せは多く有るへし。延喜以後殊に甚しかりし事は。今昔物語二十九に羅城門の上層に亡骸多かりしを記して。死たる人の葬なと否不爲をは。此門の上にそ置ける云々と有るを見て知る可し。さて上件の事どもは中古の惡弊なりしを。今殊に掲出せんは心に快からざれど。當今恤民を以政理の首とし。警護。衞生に心を盡させ玉ひ。種痘の仁術全國漏るゝ事無く「天行惡疾をも未然に防かせ玉ふ云々」と洋々社談に見えたり。

セリウリ 競賣は。迫り賣の義か。何品にても。買人に價を附させ。最も高き方に賣をいふ。またせり呉服などは行商にて。平常出入の得意先へ賣ありく也。嬉遊笑覽云。「せり賣も色々あり。持行て賣も人に賣まけじとする意にや。買ふ人にしひるにはあるべからず。舂米を桶に入て荷ひ歩行。町々裏家に五合。三合の米をせり賣せし初は。淺草花川戶の米屋。兵庫屋。松屋といへる兩人なりとぞ」と見えたり(キヤウバイ參看)。

ソ之部

ソウ 僧。(ソウリヨを見よ)

ソウクワン 僧官。(ソウリヨを見よ)

ゾウクワン 贈官は。死者に官を贈る事なり。官制沿革畧史に云く。「大寶元年正月。大納言正廣參大伴宿禰御行薨す。帝甚だ之を悼惜し。正廣貳右大臣を贈るとあるか始なり。爾後養老四年十月。右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り。天平七年十一月。知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより。太政大臣を以て左右大臣の贈官となす事に定れり(續日本紀)とあり。此の事維新後までも引續き行はれ。明治十一年參議大久保利通に右大臣を贈り。明治十六年右大臣岩倉具視に太政大臣を贈りたることあり。其後官吏死に瀕して官等俸給を昇することあるも。久しく贈官の事例なし。

ソウサウ 送葬。此條は葬禮のところに詳にせり。參看すべし。但し改葬のことを載せ漏らしたり。改葬は葬りたる屍を。また改めて他所に葬ることなれど。これは事故ありて不レ得レ已なす事なり。されば一抔(ハウ)の土を掬(スク)ひて移すわざなるへし。中古かゝる事もありたりとて。今も間々行はる。

ソウシヤ 奏者(奏者番)。事を奏問する官なり。關白家。幕府などにいふは僭稱なり。德川幕府の職制。寺社奉行の次に班す。其職たる諸侯の參勤交代及賀正等。すべて將軍に謁する者。奏者番氏名を披露す。和訓栞云。奏者の稱は僭の甚しきもの也。德川禁令考に。奏者番(柳營秘鑑に。御奏者は近來持來之四品に而も被仰付とあり。官中秘策には御奏者衆凡二十四人。右之内より寺社奉行兼勤之者四人とあり。累代武鑑に曰。當職は慶長五年に始まる。文久二年八月不殘廢止。同三年十月復古す。按に最初大名一人無役より此に登用せらる。其後頻年轉職ありて伏見奉行。大番頭。書院番頭等より兼勤。或は專任と成る。正保二年の頃より帝鑑間。雁間詰大名詰衆より出仕し。此に在て寺社奉行を兼勤す。慶安年間酒井日向守は進んで大留守居に至る。其他は前後老中。若年寄。寺社奉行本勤に至る者多し。其勤向は百般の執奏傳達に從事す。其詳は萬治二己亥年三月四日に。此列員へ誓詞を命する禁令條目に之を盡す。乃ち卷第十八役人總規の第五則に收載す。自餘は諸記に視る所なし。獨前に謂ふ所廢置の件。其年月符する二條を收載す)。「文久二壬戌年閏八月二十日。奏者番被廢に付。諸向取扱方改正の達。今度御改革。御奏者番之御役被廢止候に付。向後左之通。」「參勤御暇其外是迄御奏者番相勤候上使者。詰衆竝詰衆竝へ可被仰付事。」「例年增上寺盆料被下候御使者。寺社奉行へ可被仰付候事。」「急上使之節も。前日能出之儀可相達候事。」「御禮衆習禮は大目附御目附可致。繰出し者大目附可被致候事。」「御能之節御座席奉行者。詰衆計へ可被仰付候事。但不足之節者。詰衆竝も可被仰付候事。」「御能之節太夫へ被下候。時服渡進物番持出。其儘進物番より可渡候事。但太夫計。其外之ものは席に而御目附出席可渡事。」「要脚之もの靑銅者。御舞臺へ差出に不及事。」「地下之もの披露者。高家可相勤事。」「地下之もの御暇之節拜領物は。高家可被渡事。右之通可被心得候。閏八月(御書付留)。」「文久三癸亥年十月二十三日。奏者番被申付趣達書(御奏者番寺社奉行)兼水野出羽守。右之通昨二十二日被仰付候事。亥十月二十三日(諸事留帳)。右條首に揭る此職廢止復起の跡なり。已後勤仕相紹て慶應元年に至て息む」といへり。

ソウジヤ 總社。和訓栞に。「諸國に總社あり。或曰古者國府必建二總社一。有レ事二于國司官社一。則國內率二僚屬一。先修二典禮於此一。其儀如二京師神祇官一。河內の總社は國府村にあり。伊勢の總社は鈴鹿郡國府村にあり。播磨の總社は姬路の城內にありといへり。右の國々のみならず。總社は一國に一個所必らずありしものにして。いにしへ國府のありし地に鎭祭せり(ジンジヤ參看)。

ゾウジヤウジ　**增上寺**。今の東京芝公園は元增上寺境內なり。背後丘陵あり。蜿蜒愛宕山に連る。櫻川北より東に遶り。東南赤羽川に入る。赤羽川は南を流る。維新の後境內の模樣大に變す。初め增上寺の山號を取り。三緣町と名けて五町に分ちしが。後之を增上寺地中と唱へ。又字して芝山內と呼へり。同寺山門前通の南北松原に多く茶店。楊弓場(後之を取拂ひ。愛宕下町に移せり)を開き。東照宮社地前より山下谷丸山の上へかけ。多く花卉を栽ゑ。酒肆を設け。都人遊覽の場となす。明治六年新に公園地となる。東照宮は寛永十八年德川家康の肖像を祭れる者にして。元は安國殿と唱ふ。【增上寺】は此地の本主にして。此所を記するときは先づ同寺の事を詳記せさるを得す。當寺は三緣山と號し淨土宗なり。明德四年の創立に係る。開山は聖聰にして存應之か中興たり。存應の時德川氏の菩提寺となる。夫より次第に宏大の巨刹となり。其壯觀上野寛永寺と併稱せらる。寺中洪鐘あり。これ都下第一の大鐘なりとぞ。表門は東向にて。其北は芝太神宮。南は片門前なり。之れを大門と稱す。裏門は北向にて愛宕町二丁目に對す。之れを赤門と云ふ。もとは御成門と唱へたり。切通の上西久保廣町に對せるを涅槃門と云ふ。黒門とも呼へり。これも北に向へり。赤羽橋の北頭へ出る口を柵門と云ふ。赤羽門とも稱す。南に向へり。山門は大門の內にあり。大門より山門への道を大門通と云ひ。其南を袋谷。次を天神谷。次を新谷と云ふ。新谷の南より西へ山林に傍ふて。赤羽門へ行道を山下谷と云。其上の丘を丸山と稱す。大門の北支院の中を通る南北の道を松原裏門と云ふ。裏門より山門前への道を松通と云ひ。東北の隅を三島谷と云ふ。赤羽門の內に池あり。中島辨天の堂を安し芙蓉洲の辨天と唱ふ。左に箇所の概略を記すべし。○東照宮。山下にあり德川家康を祭る。○增上寺。酉譽上人(聖聰)の開山に掛り。東國淨土宗の總本寺にして宏大なる寺院なりしが。維新後火災に遇ふ。後ち再建を計り昨今に至て其工事略落成す。○山門。元和九年癸亥の建立にして。樓上に釋迦。文殊。普賢及び十六羅漢等の木像を安置す。三緣山なる額は廓山上人の筆に係る。登覽料を出し登覽するを得。○熊野三所大權現。本堂の左方にあり。本寺の鎭守にして護法の神と稱せしが。本堂と共に回祿の災に罹る。○御經藏。本堂の左方にあり。一代藏經を納む。此經は宋版にして。平政子豆州修禪寺に納めたるを。幕命によりて玆に移したりとぞ。○開山堂。同しく本堂の左方に在り。當寺開山以下累世大僧正の肖像及び靈牌等を安置す。○黒本尊。本堂の後の山內にあり。門に彌陀如來を安置す。惠心僧都の作にて其丈二尺六寸。此像多年の星霜を經たるを以て。金泥剝けて黒色となりしにより黒本尊と稱すと云ひ。或は元と源九郎義經の奉持せる所なるを以て。之を九郎本尊と云ひしを誤りて黒本尊と稱せりとも云ふ。○大鈞鐘。本堂の前右方にあり。鐘の厚さ尺餘。口徑五尺八寸許り。高さ一丈餘。俗に之を一里鐘と稱す。蓋し一里の行程を步する間一撞の鯨吼殷々傳て滅せさるに因るなりと。○五重塔。丸山の林中にあり。酒井雅樂侯の建立なり。○辨財天社。蓮池の島中にあり此島を芙蓉洲といふ。寶珠院の管理する所なり。○德川靈屋。二代台德院殿。六代文昭院殿。七代有章院殿。九代惇信院殿。十二代愼德院殿。十四代昭德院殿の六靈屋あり。就中二代台德院殿の如き其觀の最も美を盡せるものにして。檐。欄干。破風等に至る迄鳥獸。魚介。人物。花竹等を彫刻し。皆飾るに金箔を以てす。天井及び床板は皆鼈甲塗にして恰も鏡面の如し。又靈屋天井の龍は狩野探幽の筆にして。神床の兩扉には後藤の彫りし昇降の金龍あり。鳳凰及び天人の欄間。牡丹獅子の須彌壇等。壯麗偉觀一々枚擧に遑あらず。而して其最も驚くへきものは。二箇の花瓶臺の飾るに。金蒔繪を以てするものなり。是れ六代將軍の獻納にして。其費用は方一寸にして小判十枚に價し。之れを一人の工を以てするときは。一箇に付勤勞十ヶ年を要すと云ふ。又之に次ぐは六代。七代の廟にして。其造築新しきを以て却て二代の廟に勝ると云ふの評あり。其他諸廟亦皆壯觀實に當代美術の進步を想像するに足る。○丸山。園內の高丘にして眺望開豁なり。茶亭あり遊人の休憩に供す。○伊能忠敬先生測地遺功表。丸山の左方に位する高所にあり。銅製にして廻らすに鐵柵を以てす。明治二十二年四月十三日。東京地學協會の建設にして。一齋佐藤先生の撰文に係る。此の處太古の墳墓なるべしとて。坪井正五郎之を發掘せしが。已に往時發掘せし形跡ありて。考證すべき遺物を得ざりき。○梅林。丸山の下にあり。○彌生社。丸山の東にあり。警視廳の創建にして同廳の會合所たり。○紅葉館(割烹店)。縱覽料金十錢を出せば隨意に縱覽するを得べし(東京百事便)。

ソウツヰホシ　**總追捕使**は。征夷大將軍之を兼ること例なり。罪人を追捕する官吏を總管する職なり。洋々社談第二十四號(明治九年十二月二十六日)に黒川眞頼の說あり。世の人。總追捕使といふ職は源の賴朝より始ると思へるものあり。いみしき僻事なり。抑々總追捕使といふ職は。はじめは追捕使といふがありて。さて總追捕使といふ職はいてこしなり。西宮記臨時の二に。諸國追捕使之事云々。畿內大和國及び近江等追捕使云々」とみえ。扶桑略記。天慶三年十二月の條下に。公家遣二追捕使一。以二右近衛少將小野好古一爲二長官一。以二源經基一爲二次官一云々と見

え。日本紀畧。天慶三年正月の條下に。任ニ東海。東山。山陽道等追捕使以下十五人一。又同書。同年十月の條下に。申下太宰府追捕使左衞門尉相扙レ兵爲レ賊被ニ打破一由上とみえ。朝野群載諸國雜事上。天曆十年六月十三日の官符に。追捕使云々とみえたるなど。それよりこなたは限もしられず。最といと多し。さてこの追捕使の中に。殊にところ廣くあつかり領するを總追捕使といふなり。そは紀氏系圖に。忠房南海道總追捕使とみえ。尊卑分脈藤氏利仁流に。國貞越前總追捕使。爲賴北陸道七箇國押領使。越前國總追捕使とみゆ。爲賴は天仁のころの人なり。又保元物語卷一に。爲朝云々。九國の總追捕使と號して。筑紫を從へんとしければ云々とみえ。東鑑卷二に。以ニ鹿島三郎政幹一被レ定ニ補當社總追捕使一云々。又同書卷四に。以ニ實平景時一被レ差ニ定近國追捕使一之處云々。又同書卷十六に。遠江。尾張。參河云々。總追捕使云云。又同書同卷に。播磨國總追捕使芝原太郎長保なとみえて。これも亦いと多し。これらの徵どもにて。總追捕使はたゞの追捕使よりは。あつかり領する所のことなることや。又賴朝よりは先にありける職なることをもしるへし。この事は誰も思ひあやまれはにや。可成談。總追捕使の條に。伴氏系圖を引て曰く。追捕使と云官。古は國々にあり。伴の系圖に。助兼參河國の追捕使とたることあり。さなくば賴朝の總追捕使と云ことは云出されまじきなり云々とあり。徂徠先生すら賴朝よりさきに追捕使のありけることは知りしかど。總追捕使のありけることは心つかざりしさまなり。賴朝の始めてのそみ申したりしは。總追捕使のいさゝけきにはあらで。日本總追捕使の職ぞよ」と見ゆ。

ソウニム　奏任。（チョクニム。ヰカイを見よ）

ソウリヨ　僧侶は。浮屠の教法を奉するものゝ稱也。上人とは代醉篇に。有レ過能自改名ニ沙門一。內有ニ德智一外有ニ勝行一在ニ人之上一名ニ上人一。比丘は。梵語秦言ニ乞士一。謂上於ニ諸佛一乞ニ法資一益ニ惠命一。下於ニ施主一乞ニ食資一益ニ色身一。沙彌は。釋氏要覽に。此始落髮後之稱謂也。代醉篇に。落髮後稱ニ沙彌一。華言爲ニ息慈一。謂ニ安息在ニ慈悲之地一。苾蒭とは。善覺要覽に。僧曰ニ苾蒭一。々々草名。體性柔軟引蔓旁布馨香遠聞不レ背ニ日光一。故以喩ニ出家人一。沙門とは。綱鑑唐紀注に。沙門漢言息也。息レ意去レ欲。而歸ニ于無爲一也。又精ニ於其道一者曰ニ沙門一。杜多は。同覺要覽に。梵云ニ杜多一。漢云ニ抖擻一。今訛爲ニ頭陀一。文選頭陀寺碑註に。頭陀抖擻也。言ニ頭陀一去ニ煩惱一也。桑門とは。同覺要覽に。梵云ニ沙門一。或云ニ桑門一。唐言ニ勤息一。出家とは。文獻通考に。宋仁宗時。凡民避レ役者。或竄ニ名浮圖籍一。號爲ニ出家一。趙州至ニ千餘人一。遂詔。出家者須ニ落髮爲レ僧。乃可レ免レ役などいへり。よすてびとと訓せしは。世棄人の義なり。」

欽明天皇十五年（日本書紀）に。僧曇惠等九人。代ニ僧道深等七人一とあり。されば十三年以來。百濟より道深と云へる僧を遣はせしならむ。是吾朝僧あるの始なり。用明天皇二年の紀に。天皇之瘡轉盛將欲レ終時。鞍作多須奈進而奏曰。臣奉ニ爲天皇一出家脩レ道とあり。是【出家】の始也。然るに崇峻天皇三年の條に。是歲度ニ尼大伴狹手彥連女善德云々。又漢人善聰。善通。妙德。法定。照善。智聰。善智惠。善光等一鞍作。司馬達等子。多須奈同時出家。名曰ニ德齋法師一とあるは甚疑はし。其は推古天皇十四年五月の條。勅ニ鞍作鳥一曰云々。汝父多須奈爲ニ橘豐日天皇一出家。恭ニ敬佛法一とあれば。用明天皇の時に出家せしなるべし。さて推古天皇の三年。高麗僧惠慈。百濟僧慧聰來れり。聖德太子惠慈を師とし。二僧を法興寺に住ましむ。十五年大禮小野臣妹子等を隋に遣はす。時太子佛經を求むるに託し。沙門數十人を遣はし。法を受けしむ。二十二年馬子疾む。太子奏して爲に男女一千人を度す。三十二年僧斧を執て祖父を毆つ者あり。天皇これを聞き。道人尙法を犯す。何を以て俗人を敎へむと。詔して百濟の僧觀勒を僧正となし。鞍作德部を僧都となし。阿曇連を法頭となし。諸寺の僧尼を撿校せしむ（僧官の事下にいふ）。是時寺四十六所。僧八百十六人。尼五百六十九人あり。孝德天皇大化元年。詔して狛大法師。福亮。惠雲。常安。靈雲。惠至。僧旻。道登。惠鄰。惠妙を十師となし。衆僧を敎導せしむ。天武天皇四年。親王諸臣に勅して。人毎に一人を度する事を賜ふ。男女長幼を問はす。願に隨て。これを度す。八年十月。僧尼等の威儀。及び法服の色。竝に僕馬往來の制を定めらる。僧尼令云。凡僧尼聽レ着ニ木蘭青碧皀黃及壞色等衣一。餘色及綾羅錦綺。竝不レ得ニ服用一。違者各十日苦使。輙着ニ俗衣一者。百日苦使。また玄蕃式云。凡僧正從僧五人。沙彌四人。童子八人。大少僧都。各從僧四人。沙彌三人。童子六人。律師各從僧三人。沙彌二人。童子四人。威儀師各從僧一人。沙彌一人。童子二人。從儀師各沙彌一人。童子二人。」同月又勅して曰。凡僧尼。常に寺內に住。又三寶を護す。然るに。或は衰老。疾病に逢ひ。狹房に起臥するは進止便ならず。淨地も亦穢る。自今以後は。各親族及び篤信の者に就て。一二の舍屋を閑所に立て。老者は身を養ひ。病者は藥を服せよ。九年皇后病む。爲めに。藥師寺を立て。仍て一百僧を度す。十二年三月。僧正。僧都。律師を任し。僧尼を統領せしむ。元正天皇養老元年四月壬辰。詔曰。置レ職任レ能。所三以敎ニ導愚民一。設レ法立レ制。由三其禁ニ斷姧非一。頃者百姓乖ニ違法律一。恣任ニ其情一。剪レ髮髡レ鬢。輙著ニ道服一。貌似ニ桑門一。情挾ニ姧盜一。詐僞所三以生ニ姦宄一。自レ斯起一也。凡僧尼

寂ニ居寺家一。受レ教傳レ道。準レ令云。其有ニ乞食者一。三綱連署。午前捧レ鉢告乞。不レ得三因レ此更乞ニ餘物一。方今小僧行基。竝弟子等。零ニ疊街衢一。妄說ニ罪福一。合ニ構朋黨一。焚ニ剝指臂一。歷レ門假說。强乞ニ餘物一。詐ニ稱聖道一。妖ニ惑百姓一。道俗擾亂。四民棄レ業。進違ニ釋教一。退犯ニ法令一二也。僧尼依ニ佛道一。持ニ神呪一。救ニ病徒一。施ニ湯藥一。而療ニ痼病一。於レ令聽レ之。方今僧尼輙向ニ病人之家一(原之作レ令。依ニ一本一改)。詐禱ニ幻怪之情一。戾執ニ巫術一。逆占ニ吉凶一。恐ニ脅耄穉一。稍致レ有レ求。道俗無レ別。終生ニ姧亂一三也。如有ニ重病一應レ救。請ニ淨行者一。經ニ告僧綱一。三綱連署。期日令レ赴。不レ得ニ因レ玆逗留延一レ日。實由下主司不上レ加ニ嚴斷一。致レ有ニ此弊一。自今以後。不レ得ニ更然一。布ニ告村里一。勤加ニ禁止一。同年五月丙辰。詔曰。依レ令。僧尼取下年十六已下不レ輸ニ庸調一者上。聽レ爲ニ童子一。而非レ經ニ國郡一。不レ得ニ輙取一。又少丁已上。不レ須レ聽レ之。初め大寶年中。律令を撰定して。天下に頒行す。養老二年更に重修し。所司をして遵行せしむ。其僧尼令曰。凡僧尼。上觀ニ玄象一。假說ニ災祥一。語及ニ國家一。妖ニ惑百姓一。竝習ニ讀兵書一。殺レ人。姧盜。及詐稱得ニ聖道一。竝依ニ法律一。付ニ官司一科レ罪。卜ニ相吉凶一。及小道巫術療病者皆還俗。將ニ三寶物一。餉ニ遺官人一。若合ニ構朋黨一。擾ニ亂徒衆一。及罵ニ辱三綱一。凌ニ突長宿一者。百日苦使。其非ニ寺院一。別立ニ道場一。聚レ衆教化。妄說ニ罪福一。及毆ニ擊長宿一。國郡官司知而不レ禁者。依レ律科レ罪。其飮レ酒食ニ肉五辛一者。三十日苦使。若飮レ酒醉亂。及與レ人鬪打者各還俗。其有レ事須レ論。不レ緣ニ所司一。輙上ニ表啓一。竝擾ニ亂官家一。妄相屬請者。五十日苦使。作ニ音樂博戲一者。百日苦使。凡僧尼服聽レ著ニ木蘭青碧皁黃。及壞色等衣一。餘色及綾羅錦綺竝禁レ之。凡僧房停ニ婦女一。尼房停ニ男夫一。經ニ一宿以上一。其所レ由人。十日苦使。僧不レ得三輙入ニ尼寺一。尼不レ得三輙入ニ僧寺一。其有レ犯苦使者。修ニ營功德一。料ニ理佛殿一。及灑掃等。須レ有ニ功程一。若三綱顏面不レ使者。即準ニ所レ縱日一。罰ニ苦使一。僧尼詐爲ニ方便一。以ニ己公驗一。授ニ與他人一。令三其爲ニ僧尼一者。還俗科レ罪。其所レ由人與同レ罪。不レ得下私蓄ニ園宅財物一。及興販出息上。有下犯ニ百日苦使一。經中三度上。改配ニ外國寺一。仍不レ得ニ配入ニ畿內一。齋會不レ得下以ニ奴婢牛馬及兵器一充中布施上。僧尼亦不レ得ニ輙受一(以上は。令文の要)。聖武天皇の神龜元年。僧尼名籍を檢正す。神龜元年十月丁亥朔。治部省奏言。勘ニ檢京及諸國僧尼名籍一。或入道元由。披陳不レ明。或名存ニ綱帳一。還落ニ官籍一。或形貌誌レ黶。既不ニ相當一。惣一千一百二十二人。準ニ量格式一。合レ給ニ公驗一。不レ知ニ處分一。伏聽ニ天裁一。詔報曰。白鳳以來。朱雀以前。年代玄遠。尋問難レ明。亦所司記注。多有ニ粗略一。一定ニ見名一。仍給ニ公驗一。」天平三年詔して。出家の年齡を定めらる。其文に曰。比年隨ニ逐行基法師一。優婆塞優婆夷等如レ法修行者。男年六十一已上。女年五十五以上。咸聽ニ入道一。自餘持レ鉢行レ路者。

仰ニ所由司一。嚴加ニ捉搦一。其遇ニ父母夫喪一。期年以內修行。勿レ論。」同六年。僧尼學術淨行者を度すへき事を定む。太政官の奏に。十一月戊寅。太政官奏。佛教流傳。必在ニ僧尼一。度ニ人才行一。實ニ簡所司一。比來出家。不レ審ニ學業一。多由ニ囑請一。甚乖ニ法意一。自今以後。不レ論ニ道俗一。所レ舉度人。唯取下闇ニ誦法華經一部一。或最勝王經一部一。兼解ニ禮佛一。淨行三年以上者上。令レ得レ度者。學問彌長。囑請自休。其取ニ僧尼兒一。詐作ニ男女一。得ニ出家一者。準レ法科レ罪。所司知而不レ正者。與同レ罪。得レ度者還俗。奏可之。」光仁天皇の寶龜十年八月。再び僧尼の名籍を正さる。其治部省の奏に曰。大寶元年以降。僧尼雖レ有ニ本籍一。未レ知ニ存亡一。是以諸國名帳。無レ由ニ計會一。望請重仰ニ所由一。令レ陳ニ住處在不之狀一(原。住作レ任。依ニ古本一改)。然則官僧已明。私度自止。於レ是下ニ知諸國一。令レ取ニ治部處分一。癸亥。治部省言。今檢ニ造僧尼本籍一。計ニ會內外諸寺名帳一。國分僧尼住レ京者多。望請任ニ先御願一(原。任作レ住。依ニ古本一改)。皆歸ニ本國一者。太政官處分。智行具足。情願ニ借住一。宜ニ依レ願聽一。以外悉還焉。」按するに。文中。先御願とあるは。先代の時をいふならむ。同九月尋て勅すらく。僧尼之名。多冒ニ死者一。心挾ニ姧僞一。犯ニ亂憲章一。就レ中頗有ニ智行之輩一。若頓改革。還辱ニ緇侶一。宜下檢ニ見數一。一與中公驗上。自今以後。勿レ令ニ更然一。」これは。僧尼令の文に。凡有ニ私度。及冒名相代一者。還俗。義解云。謂下甲冒ニ乙名一。而官司不レ覺。與レ度。或詐受ニ身死僧尼名一。相代爲ニ僧尼一者上也とある旨に據れるなり。桓武天皇。延曆二年。妄りに。僧を度するを禁ぜらる。續紀云。延曆二年四月甲戌。先レ是。去天平十三年二月。勅處分。每國造ニ僧寺一。必令レ有ニ二十僧一者(原。令作レ合。依ニ古本一改)。仍取ニ精進練行。操履可レ稱者一。度レ之。必須下數歲之間。觀ニ彼志性始終無上レ變。乃聽中入道上。而國司等。不レ精ニ試練一。每レ有ニ死闕一。妄令ニ得度一。至レ是勅。國分寺僧。死闕之替。宜ト以下當土之僧。堪レ爲ニ法師一者上補中レ之。自今以後。不レ得ニ新度一。仍先申ニ闕狀一。待レ報施行。但尼依レ舊。おなじき四年。僧侶佛驗を誣稱し。愚民を詿誤するを禁ぜらる。五月己未勅曰。出家之人。本事レ行レ道。今見衆僧。多乖ニ法旨一。或私定ニ檀越一。出ニ入閭巷一。或誣ニ稱佛驗一。詿ニ誤愚民一。非ニ唯比丘之不ヒ愼ニ教律一。抑是所司之不レ勤ニ捉搦一也。不レ加ニ嚴禁一。何整ニ緇徒一。自今以後。如有ニ此類一。擯ニ出外國一。安ニ置定額寺一。」按るに。これ僧尼令に。凡僧尼等。令下俗人付ニ其經像一。歷レ門教化上者。百日苦使。其俗人者。依レ律論。義解。謂既云三僧尼令ニ俗人歷レ門教化一。即明僧尼是爲ニ造意一。其俗人者。自依ニ從減一等之律一。合ニ杖九十一也」とあるに當れり。同く七月に勅して。僧徒の德行ある者を錄上せしむ。同十二年四月の制に。自今以後。年分の度者。漢音を習はされば。得度せしむるなきを令す。同十七年四月【年分度者】

の制を定め。及び僧侶の景迹を擇むべき事を令す。類聚國史云。延曆十七年四月。乙丑勅。雙林西變。三乘東流。明譬炬燈。慈同舟檝。是以弘道持戒。事資眞僧。濟世化人。貴在高德。而年分度者。例取幼童。頗習二經之音。未閲三乘之趣。苟避課役。纔忝緇徒。還棄戒珠。頓廢學業。爾乃形似入道。行同在家。鄭璞成嫌。齊竽相濫。言念迷途。寔合改轍。自今以後。年分度者。宜擇年三十五以上。操履已定。智行可崇。兼習正音。堪爲僧者爲之。每年十二月以前。僧綱所司。請有業者。相對簡試。所習經論。惣試大義十條。取通五以上者。具狀申官。至期令度。其受戒之日。更加審試。通八以上。令得受戒。又沙門之行。護持戒律。苟乖斯道。豈曰佛子。而今不崇勝業。或事生產。周旋閭里。無異編戶。衆庶以之輕慢。聖教由其陵替。非只黷亂眞諦。固亦違犯國典。自今以後。如此之輩。不得住寺。竝充供養。凡厥齋會。勿關法筵。三綱知而不糺者。與同罪。自餘之禁。宜依令條。若有改過修行者。特聽還住。使夫住法之侶。彌篤精進之行。厭道之徒。起慚愧之意」(類聚國史)。同二十年。また勅すらく。嚮制す。年分の度者。年三十五以上を取れと。唯性に敏鈍あり。成るに早晚あり。苟も性年を以てせば。恐らくは英彥を失はむ。且三論法相。義宗途を殊にす。彼此の指揮理須からく辨ずべし。今より後年。二十以上の者を取る事を聽す云々。すべて延曆の政治は。その精明果斷なるを。前代に超へたれば。僧徒を處分するの法。少しも假借せず。故に聖武以後。佛徒の弊。玆に於て大に革れり。平城。嵯峨に至りても。此餘烈を承けて。法度も廢弛せす。因て佛法を信ずといへども。太甚に至らざる也。嵯峨天皇の弘仁三年。僧尼の濫行を制す。四月癸卯。勅。僧尼之制。事明令條。男女之別。非無禮法。頃者諸寺僧尼。其數寔繁。外託勝因。內虧戒律。精進之行無顯。淫犯之徒屢聞。僧綱顏面。不加捉搦。官司寬容無心糺正。又法會之時。懺悔之日。男女混雜。彼此無別。非禮之行。不可勝論。敗道傷俗。莫甚於斯。永言其弊。理合懲肅。宜令京職竝諸國牓示部內諸寺及所有道場等。令加禁斷。若不遵承。輙容受一人已上者。三綱幷入者等。竝科違勅罪。所司不糺。亦與同罪。其病者可就寺治疾。及請僧看病者。經僧綱若講師。聽其處分。檀越有可勾當寺內雜事者。聽令暫入。不得因此經宿留連。但寺家奴婢。及尼寺鎭等。不在禁限。」これは僧尼令に。凡寺僧房停婦女。尼房停男夫。經一宿以上。其所由人(義解。謂所停僧尼。其被停男女者。自依首從律。但僧尼者。雖是爲從。猶科苦使。不合減罪也)。十日苦使。五日以上三十日苦使。十日以上百日苦使。三綱知而聽者。同所由人罪。凡僧不得輙入尼寺。尼不得輙入僧寺。其有觀省師主。及死病看問。齋戒。功德。聽學者聽」といへる是なり。同四年。僧尼出家の時。度緣を授くるの制を定む。四年二月丙戌。治部省言。承前之例。僧尼出家之時。授之度緣。受戒之日。重給公驗。據勘灼然。眞僞易辨。勝寶以來。受戒之日。毀度緣。停公驗。只授十師戒牒。此之爲檢(類聚國史。作驗)。於事有疑。如不改張。恐致姧僞。伏望不毀度緣。永爲公驗者。許之。但其度緣。自今以後。僧者請太政官印。尼者用所司之印。至于受戒之時。省竝於度緣末。注受戒年月幷官人署名(類聚國史。幷作弁。人作又)。即以省印印之。其尼於外國受戒者。當所之官。準此行之。承前所授。僧戒牒者。總進僧綱。即送所司。所司計會。明知不詐。署印其末。然後還授。進盡之期。斟量立限。限內不進。後齎白牒者。不得爲驗。一同私度。若有身亡竝還俗者。其度緣戒牒。早令進省。即年終申官毀之。庶令姦人屛跡源流自澄」同九年五月二十九日の太政官符に。男の尼寺に入り。女の僧寺に入るも。晝間は許すべきの旨を令せらる。仁明天皇の御代には。殊に僧徒どもを禮遇せられ。其言ふ所輙く聽從せらる。是に於て。僧徒ら事を言ふもの衆かりしとぞ。淸和天皇の貞觀八年。僧徒の飮酒。濫行等を制す。十一年に勅す。年分度者まさに舊格に依り。漢音に習熟し。試經十條。五以上に通すれば。得度を聽すべし。今聞く愛憎意に任せ。選擇方を失ひ。漢音廢して試みず。大義問ふて精からず。枉濫此の如し。宜しく嚴禁を加ふべし。若悛めさる者あらば。必らず。重科に處せむ(類聚三代格の要を譯す)。醍醐天皇の延喜二年。僧聖寶を僧正となし。號して護持僧といひ。殊に崇重せり。初め延曆年中。始て最澄を護持僧と爲す。然れども。世々必らずしもあらず。此の帝より後は。歷朝絕えず。護持僧を立置ると云ふ。十四年。三善淸行。封事を上る。其中請禁諸國僧徒濫惡の條に云。諸寺年分。及臨時得度者。一年之內。或及二三百人也。就中半分以上。皆是邪濫之輩也。又諸國百姓逃課役。逋租調者。私自落髮。猥著法服。如此之輩。積年漸多。天下人民三分之二。皆是禿首者也。此皆家蓄妻子。口啖腥膻。形似沙門。心如屠兒。況其尤甚者。聚爲群盜。竊鑄錢貨。不畏天刑。不顧佛律。若國司依法。勘糺。則霧合。雲集。競爲暴逆。前年攻圍安藝守藤原時善。劫略紀伊守橘公廉者。皆是濫惡之僧。爲其魁帥也。縱使官符遲發。朝使緩行者。時善。公廉。皆爲魚肉也。若無禁懲之制。恐乖防衞之方。伏望。諸僧徒有凶濫者。登時追捕令返進度緣戒牒。即著俗服。返附本役。又私度沙彌爲其凶黨者。即著鉗鈦驅役其身。これ大に當時の弊に中れり。然れども。竟にこれを糺正するの政なし。二條天

ソウリ

皇。永延二年六月。僧徒の從者制に踰え。或は奇服を著け。短兵を帶ふる者あるを以て。勅して禁遏し。其制を定む。僧正從者不レ得レ過ニ從僧六口。童子十人。僧都從僧五口。童子八人。律師從僧四口。童子六人。凡僧沙彌二人。童子四人一。後冷泉天皇永承の初年。興福寺の僧徒驕縱を極め。動もすれば。兵器を弄び。不法をなす。大和守源賴親これを劾奏す。僧徒等兵を發して賴親の館を攻む。これより以後。延曆。園城等の寺僧等猥りに兵革を起し。或は互に相鬪ひ。或は闕下に亂入し。暴行も亦甚しといふへし。後鳥羽天皇の壽永三年。源賴朝。朝務等の意見數條を奏問せし中に。僧徒の非法を制するの件あり。其文。諸寺諸山御領如ニ舊例之勤一。不レ可ニ退轉一。如ニ近年一者。僧家皆好ニ武勇一。忘ニ佛法一之間。行德不レ聞。無ニ用樞一候。尤可レ被ニ禁制一候。兼又於ニ濫行不信僧一者。不レ可レ被レ用ニ公請一候。於ニ自今以後一者。爲ニ賴朝之沙汰一。至ニ僧家武具一者。任レ法奪取。可レ與下給於追ニ討朝敵一官兵上之由。所ニ存思給一也。以前條々事。言上如件。壽永三年二月日。賴朝(東鑑)。法皇も。これを善みし給ひしが。其の實竟に行はれず。其の後賴朝の家人。佐々木定重。比叡山徒の暴掠を拒ぎ。僧二人に傷つけゝれば。山徒大いに怒り。闕に詣り。愁訴して。定重を誅せむと請ふ。賴朝。其勳舊にして。且殺すべきの罪にもあらねば。種々營救せしが事成らず。定重。竟に梟首せらる。」四條天皇の文曆二年正月。鎌倉中僧徒の兵仗を帶ぶるを禁す。此後興福寺の僧徒しばしば朝命を拒み。城郭を築き戰具を繕む。此後北條泰時僧徒の莊園を收め。權に大和守護を置き。僧徒の知行莊園を沒收し。悉く地頭を補せらる。又畿內近國の家人等を遣はし。南都の道路を塞ぎ。人の出入を止めしむ。僧徒もし捍禦せば。速かに殲滅すべしと。既にして惡僧等は。大に窘窮し。城郭を破り退散し。僧綱以下罪を畏れ。專ら佛事を修む。依りて大和國守護地頭職を止め。莊園元の如く。寺家に付せらる。茲に於て興福寺の兇威やゝ屈せり。しかるに延曆寺の僧徒は猖狂なほ甚しく。後宇多天皇の弘安六年訴訟の事によりて。神輿を奉し。禁中へ闖入し。御簾を截り。年中行事の御障子を破りしとぞ。增鏡に正月六日。日吉社の訴訟。勅裁なしとて。御輿はみやこへいらせ給ふ。六波羅の武士ども。けしきばかり。ふせぎ奉りけれど。まめやかには神にむかひ奉りて。弓いるものもなければ。紫宸殿。清涼殿などにふりすてまゐらせて。山法師はのぼりぬ。帝は急き對屋にいでさせたまひて。腰輿にて。近衞殿へ行幸なる。殿上人ども。栢ばさみして仕りけり(栢ばさみ。禁秘抄に栢夾と見ゆ。冠の體也。內裡燒亡などの凶事に用るものなれば。白木也。白木を栢とつゞめて書しよりかしはばさみといひなせり。よて白木夾と書るもありといへり。卷纓の事とするは非也)。七日の節會もまほには行はれず。それより三條坊門富小路の通成のおとゞの家へ行幸なり。しばし內裏になる云々」としるせり。その朝威を侮蔑することかくの如し。此後室町氏の時代にも。山徒はやゝもすれば。神輿を擔ひ出して。京に入りし事たびたびあり。稱光天皇の應永二十三年六月。相國寺の僧の兵器を藏する者を捕へて流に處す。後奈良天皇天文元年。日蓮派。一向派の僧徒等世の亂に乘じ。兵器を蓄へ黨類を聚め。一揆を起し所在を掠略せり。守護地頭も其橫暴を制すること能はず。同五年六月また日蓮派の僧徒橫行し。他宗の寺院を焚き。延曆寺を襲ふ。七月山徒京師に入り。日蓮派二十一寺を燒き。其僧徒三千餘人を斬る。十月幕府に詔りして。日蓮派の徒を擯斥せしむ。後陽成天皇慶長十四年二月。日蓮派の僧淨土宗の僧と幕府に於て宗論をなし。日蓮派論議に屈し。其黨の輦下にある者蜂起騷擾せり。依て其徒を執らへ。耳鼻を割て追放す。德川氏政權を執るに及び。慶長年中延曆寺等の法令を定め。諸寺僧侶の取締を嚴に制定せしかば。是より僧徒の兵を弄し橫行する事はやみぬ。然れとも宗法上破戒の刑に罹る者はまゝありし。殿居袋に。女犯僧御仕置之事。寺持之僧。遠島(元文四年極)。一所化僧之類。晒之上本寺觸頭え相渡。寺法之通可爲致(享保六年極)。一密夫之僧。寺持所化僧之無差別獄門」と記せり。明治維新の後寺院の制を大に改革し。隨て僧侶の身分上に附ても數々布令あり。元年九月。僧分に於て妄りに復飾するを停止す。」同三年八月。寺院住職の繼目。從前本寺。本山に於て取扱來りし處。自今管轄地へ掛合の上取扱ふべき旨を令す。」同十二月。寺院寮を置き。宗規僧風を釐正する旨を各本寺。本山に達す。」同五年四月。自今僧侶肉食。妻帶。蓄髮等勝手に任せ。法用の外は人民一般の服を著用するを許す。同六月僧尼も人民一般の服忌を受しむる旨を達す(これ從前僧尼は制外として。親戚の服忌を受るなどの沙汰はなかりしなり。法曹至要抄云。僧尼爲ニ父母一著レ服爲ニ傍親一不レ可レ著レ服事。喪葬令云服紀者爲ニ父母一一年說者云。問父母僧尼其身死去可レ有ニ著服一哉答無レ可レ疑假寧令說者云。問僧尼遭ニ父母及餘親喪一。何處分。答於ニ僧尼一。不レ見ニ給レ假法一。於ニ父母一無レ疑矣。宂記云。僧尼者沙彌。沙彌尼皆僧尼耳。」按レ之僧尼遭ニ二親喪一者。可レ著レ服也。於ニ傍親喪一者。所レ見不レ詳。然者不レ可レ有ニ服假之沙汰一。又俗人雖ニ出家一猶ニ父母之外餘親之服假一。不レ可レ有レ之者也矣」といへるが如し)。」同九月。自今僧侶に。苗字を稱せしむ。」同六年四月。僧侶の內。釋竺。浮屠等を以て。苗字と爲す者は。改稱せしむ(これは開元錄に。秦晉已前出家者。多隨ニ師姓一。後沙門道安云。凡剃レ髮。染レ衣。紹ニ釋迦種一。

宜三悉稱二釋氏一といへるごとく。其徒の通稱となせしものなり)。」同七年五月。諸寺院輪番住職の制を廢し本住職を置かしむ。同七月。教導職以上に非ざれば寺院住職たるを許さゞる旨を令す。同七月。現今一寺住職にて。無職の者は。教導職試補に任し。其任し難き者は退院せしめ。眞宗等幼弱の輩は其本寺。法類へ兼住願出追て本人成立の上住職せしむる旨を令す。」同十一年二月。先年僧侶。肉食。妻帶等可爲勝手の公布は從前右等の所業を禁止せし。國法を廢せられたる旨趣に止り。決て宗規に關係なき譯と心得べき旨を達す。」以上僧徒に關する沿革の大畧なり。今日のさまは人の皆知る所なれば爰に畧す。

【度僧の事】一に唐法に據り。官より公驗を渡して。證となし。平人にて。みだりに僧となる事をゆるさず。元正天皇養老四年正月丁巳。始授二僧尼公驗一。と續日本紀にあり。これ度牒の始め也。また八月癸未紀云。治部省奏授二公驗一。僧尼多有二濫吹一。唯成二學業一者。一十五人。宜レ授二公驗一。自餘停レ之。神龜元年十月紀云。治部省奏言。勘二檢京。及諸國僧尼名籍一。或入道元由披陳不レ明。或名存二綱帳一。還落二官籍一。或形貌誌黶。既不二相當一。總一千一百二十二人。准二量格式一。合レ給二公驗一。不レ知二處分一。伏聽二天裁一云々。寶龜十年九月紀云。勅僧尼之名。多冒二死者一。心挾二姧僞一。犯二亂憲章一。就レ中頗有二智行之輩一。若頓改革。還辱二緇侶一。宜下檢二見數一一與中公驗上。僧尼令に。凡僧尼者犯准二格律令一。徒年以上者。還俗許以二告牒一。當二徒一年一。義解云。告牒者。僧尼得度公驗也とあり。右令の趣は。僧尼罪を犯すとき。死罪と各別のこと。徒罪は度牒あるを以て。宥免せらる。たとへば徒四年の罪なれば。度牒を一年分に充て。のこり三年は。法の通公役に使ふことなり。故に以二告牒一。當二徒一年一。といへり。また私度。竝に冒名相代といふことあり。これは度牒なしに。妄りに僧となり。又他人の名を假りて。僧となることとなり。此は前段に揭くる。寶龜十年九月の勅令。竝に僧尼令を參考すべし。度緣式の事。制度通に見ゆ(今爰に畧す)。其式はいつ頃廢絕せしか。詳ならず。明治維新の後。四年六月。士族。卒。平民とも。自今僧尼とならむと希ふ者は。地方官へ願出。地方官にて。人體取調の上免許し。人名は年末に屆出べき旨を令す。同十月。自今四民。僧尼と相成度出願の者ある節は。地方官にて篤と情實を糺し。一宗の學業を遂くへき者に限り。許可せしむべき旨を令す。」同七年三月に。爾後四民の僧侶得度は屆出るに及はず。四年六月。及十月公布の通心得べき旨を令す。同四月。僧侶還俗も。府縣限り聞屆置き。教部省へ屆出づるに及ばざる旨を令す。」同八年九月。僧尼と相成度者。出願方の儀に付。四年六月十九日布告。竝同十月十二日の達を廢し。自今出願に及ばず。其時々管轄廳へ屆出べき旨を令す。同十二月。僧尼と相成度者。出願方の儀本年第百四十六號(前の布告を指す)公布之趣有之に付。爾後僧業を廢する者も。出願に及はず。唯其管轄廳へ屆出べし。但教導職試補以上の者は。前以辭職せしむる旨を令す。同九年十二月。布告第百五十六號を以て。僧尼と公認するは。諸宗の教導職試補以上の者に限る旨を達す。同十年四月。九年第百五十六號を以て。僧尼の儀布告に付。八年第百四十六號布告は廢止する旨を達す。同五月僧業を廢する者。管轄廳へ可屆出旨。八年元教部省達書第五十三號達の處。自今屆出るに及ばざる旨を令す。明治以來。僧尼得度の手續大畧右のごとし。其他各宗は宗制。寺法を定めて管長の主管に屬し。內務大臣の監督を受けしむること。シウケウの條參照すべし。

【僧侶官名。及び尊稱の事】【諸大寺之長】和漢名數に云。座主(天台山)。長吏(三井寺及書寫山)。長者(東寺)。法務(興福寺又稱二寺務一)。檢校(高野。熊野)とあり。又拾芥抄には【僧官】は座主。檢校。別當(謂二之長吏一)。上座。寺主。都維那(謂二之三綱一)。行事。勾當。公文(謂二之所司一)。○僧正。僧都。律師。法印。法眼。法橋(謂二之僧綱一)。○已講。內供。阿闍梨(謂二之有職一)。○寺官。上座。寺主。都維那(謂二之三綱一)。○寺務。檢校。別當。座主。長者等。依レ寺不同。」その定員は同書に。僧正(二人。權)。僧都(大一人。少二人。權)。律師(四人。權)。威儀師(四人。權八人)。從儀師(八人)。已上弘仁十年の格爲二定數一とあり。【僧正】は。日本紀に。推古天皇三十二年(集解本。三十一年に作りて。原作レ二據二曆考一改といへり)。夏四月有二一僧一。執レ斧毆二祖父一云々。詔曰。夫道人尙犯レ法。何以誨二俗人一。故自今已後任二僧正。僧都一。仍應レ檢二校僧尼一。以二觀勒僧一爲二僧正一云々。また天武天皇十二年に。これを置き。此の後廢置詳ならず。文武天皇大寶二年。惠施法師を以て。これに任ず。聖武天皇天平十七年。行基を以て。大僧正となす。是大僧正の始めなり。淸和天皇貞觀七年。壹演を以て。權僧正となす。これ權僧正の始めなり。爾後代々。此官をおかれて。近年にいたる。【僧都】は。推古天皇三十二年。鞍部德積を以て。僧都となす。其後常に置かず。天武天皇二年。義成を以て。小僧都となす。これ小を置くの始なり。同十一年に。また僧都を置く。文武天皇。大僧都。小僧都各一人を置く。大僧都。此時に始まる。これより代々此官あり。【律師】は。敏達天皇六年十一月。百濟國より。經論。及び律師等を獻せし事見ゆ。これ律師の名の見えし始めなり。其後天武天皇元年。僧道光を律師となす。稱德天皇。天平神護二年。大律師。中律師を置く。桓武天皇。延曆十三年。大。中律師を廢

し。嵯峨天皇。弘仁十年。定て律師二人を置く。淳和天皇。天長三年。始て權律師を置く。僧正。僧都。律師。これを僧綱といふ。【威儀師】は。元明天皇。和銅七年。始て置く。桓武天皇。延暦五年。治部省奏請す。威儀法師人員定らず。比年の間。頗增減あり。自今定めて。六口を補し。闕に從ひ。これを補はむと。清和天皇。貞觀十二年。大威儀師を置く。【從儀師】は。桓武天皇。延暦十三年に。始て見ゆ。嵯峨天皇。弘仁十年。定て八人を置き。後以て例となす。【三綱】は。日本紀に。天武天皇。朱鳥元年正月庚戌。請ニ三綱律師。及大宮。大寺。知寺。佐官。竝九僧一以ニ俗供養一養レ之云々。と見えたるが始也。僧尼令義解に。三綱は上座。寺主。都維那也」といへり。桓武天皇。延暦十四年。梵釋寺三綱を置かる。其後諸大寺。定額寺等これを置き。四年を以て。秩限となす。後三綱みな權官あり。【法務】は。又寺務と云ふ。興福寺の長なり。推古天皇の時。これを置かる。其後廢置詳ならず。聖武天皇以後。律師。若くは僧都にて。これを兼ぬ。清和天皇。貞觀七年。更に一員を置き。同十四年。權官を置く。因て今より東寺一の長者を正となし。他寺の僧を權と爲す旨を令せらる。【大法會九僧】和漢名數に云く。導師。呪願。唄師。散花。引頭。堂達。衲衆。梵音。錫杖(人數多少隨レ時)。【七僧】同書に。講師。讀師。呪願。三禮。唄師。散花。堂達(凡七僧中以ニ上臈一爲ニ呪願一。次爲ニ導師一。但依ニ堪能之時一。或雖ニ上臈一爲ニ導師一而已)とあり。【講師】。【讀師】の事。講師初は【國師】といふ。文武天皇大寶二年。諸國の國師を任す。考證云。年中行事秘抄云。是年始置ニ國師於諸國一。延暦二年。十月紀云。治部省言。寶龜元年以降增ニ加國師員一。或國四人。或國三人。於レ事准量深匪ニ允愜一。望請自今以後依ニ承前例一。大上國各任ニ大國師一人。少國師一人一。中下國。各任ニ國師一人一許レ之。案國師。延暦十四年。改稱ニ講師一。見ニ三代格。弘仁十三年三月官符。」讀師は國分寺の僧を以て。補せらるゝ事なり。國師號を賜ることは。前件とは。別段の事にて。官にはあらず。和漢三才圖會に。國師。晉初。鳩摩羅炎東渡ニ龜茲國一。王請爲ニ國師一。是始也。案。以ニ佛法一爲ニ天子師範一。仍稱ニ國師一。多此贈號也。後宇多帝。弘安四年。東福寺圓爾寂。至ニ花園帝。正和元年一。賜ニ贈號一。爲ニ聖一國師一。是本朝始也」(和事始もおなし)といへる。是なり。また和事始に。後圓融院の。康暦二年正月。僧妙葩國師の號を蒙り。天下僧錄司に任ず。【僧錄】の號こゝに始る」といへり。【別當】。【座主】。【檢校】。孝謙帝天平勝寶四年。以ニ僧良辨一爲ニ東大寺別當一(東大寺別當次第)。淳和帝天長元年。義眞爲ニ延暦寺座主一(天台座主記)。文德帝齊衡二年。眞如爲ニ修理東大寺大佛司檢校一(文德實錄)。爾後諸大寺定額寺。及有レ封寺。皆置ニ別當或座主檢校一。竝皆主ニ寺務一者。名號雖レ異。其實皆同(延喜式。東大寺要錄。僧綱補任。僧官補任)。如ニ東大。興福。天王諸寺一。曰ニ別當一(二中歷。東大寺別當次第。興福寺別當次第。僧綱補任)。延暦。醍醐。法性諸寺。曰ニ座主一(二中歷。天台座主次第)。無動寺。熊野三山曰ニ檢校一(二中歷。僧官補任)。其他東寺曰ニ長者一。園城寺曰ニ長吏一(東寺長者補任。僧官補任)。又有ニ寺務。執行。勾當。專當等職一。今不ニ具紀一也(職原鈔後附)。初文武帝大寶制。置ニ治部省玄蕃寮一。掌ニ佛寺之刑政一。令ニ僧綱統ニ轄一國僧尼一(令義解)。諸寺僧綱所居。名曰ニ綱所一。當ニ其任ニ僧綱一。勅使參議少納言以下諸官。就ニ綱所一傳レ命。凡諸大寺別當三綱有レ闕者。須五師大衆簡ニ定能治廉節僧一。別當三綱連署。申ニ送僧綱一。覆審具狀牒レ寮。寮申レ省。省申ニ太政官一。然後補任。東大寺知事亦同。省寮共知ニ補任一。不レ令ニ僧綱補任一。興福寺不レ依ニ大寺例一。隨ニ氏人簡定一補レ之。東西二寺三綱。以ニ定額僧一補レ之。不レ得レ任ニ他僧一。四天王。梵釋。常住。仁和寺等。各以ニ十僧内一補レ之。諸定額寺別當以ニ官符一任者。有レ闕則檀越。氏人等簡ニ定僧徒一。連署牒ニ郡司一。郡司牒ニ送講讀師一。講讀師牒ニ國司一。國司申ニ太政官一補任(延喜式)。自ニ宇多帝歸ニ佛乘一後。皇胤及相家子弟。多ニ爲レ僧者一。於レ是東大。興福。延暦。園城諸寺。各立ニ尊貴一人一爲ニ宗主一。諸國佛刹。莫レ不レ分ニ屬於茲一。從レ是僧綱失レ權。治部玄蕃。亦不レ能レ裁ニ制僧徒一(參取僧綱補任。仁和寺御傳。日本紀略。釋家官班記大意)。右大日本史に載する所なり。又官名にあらざる稱號。若干あり。下に出すべし。【菩薩】日本人にて菩薩號を唱ふるは行基菩薩及興正菩薩の二人なり。【大師】は。清和天皇。貞觀八年。天台の僧最澄を。傳教大師とし。法印大和尚位を贈り賜ひ。圓仁を以て慈覺大師とし。法印大和尚位を賜り給ふ。醍醐天皇延喜二十一年。空海に弘法大師の謚號を給ひ。延長五年。圓珍に。智證大師の謚號を賜ふ。其より慶安元年。天海に慈眼大師(俗に元三大師と云)。一條帝永延元年。大僧正良源に慈慧と謚す。上野にある兩大師は慈慧と慈眼となり。源空には元祿十年正月圓光大師。また正德元年正月。その五百年忌に。東漸大師。文久元年正月。六百五十年忌を以て。又弘覺大師の謚號を賜ひ。明治に至り淨土眞宗親鸞上人に見眞大師。蓮如上人に惠燈大師の謚號を賜ふ。【禪師】は。孝謙天皇の時。僧道鏡を以て禪師となす。其の後。後宇多天皇弘安元年。建長寺開山蘭溪道隆に。大覺禪師の謚を賜ふ。有職問答に。禪師號の事。近代現存の人に。勅許は希有候。大德寺の二祖に。御補任のよし云々」とあり。明治三十四年六月。西有穆山國靖禪師號を宣下せらる。【和尙】は。貞丈雜記に。聖道(聖道とは。天台宗。眞言宗の事也)にては。クワシヤウとよむ也。禪宗にては。オシヤウとよむ也」といへり。鹽尻に。禪宗本寺住職

の綸旨には。某和尙とあり。淨土宗香衣の綸旨には。上人と記させ給ふ。然るに淨宗の僧を。和尙と呼は。禪家に准して。稱するかといふ人あり。按するに。淨宗にも古へは和尙號を。宣下有りて。尤もこれを榮とせし。康富記(文安元年八月十八日)。淨土宗現存之被レ聽二和尙號一事。予申了。悟眞寺坊主。可レ被レ存二知一歟と云々。且淨家の僧に。諡號を賜しも。多くは和尙號也(悟眞寺開祖。了惠上人に廣濟和尙の勅諡あるがごとし)。故に今和尙と呼を好みせり」とあり。【長老】は。積臘と。智德とを崇て。稱する所。猶先生といふがごとし。五山長老の如きは。秀才を以て。住持す。其他の寺僧は。皆檀越の漫りに稱する所なり。【上人】の事。藤澤の遊行派にては。代々阿字を用ひて。何阿上人と號し。淨土宗にては。譽の字。本願寺にては。如の字を用ひ。某々上人と號せり。淨土宗末寺の住持。多くは上人なり。學寮二十年の臘を經るときは。本寺より。上人號を。職事に請ひ。長橋局の內奏に依て許さるゝといへり。【入道】の事。貝原氏の官位訓に。親王の御出家を。入道親王と申すは勿論の事なり。御門跡がたにこれあり。但し法親王といへば。皆入道親王と思ふ人おほし。是も又さにあらず。御兒の時親王宣下ありて後に。御出家なされしを。入道親王と申すなり。御出家のゝち。宣下ありしを法親王と申す也。しかれば入道の號は。いたつておもき御事なり。いにしへ法興院攝政兼家公。御出家のゝち大入道殿と申事。我朝無雙の號なり。此比ほひ多田滿仲法體しけるが。入道とはばゞかりあれば。せめて新發意など申さまほしきといはれし事。古く人の申傳へしなり。さればにや古書には多田新發意滿仲と記したる所多し。當世にも三位已上の法號なりとはいへど。猶それさへいぶかしき事とかや。況其下なる輩。無位。無官の者。己が身を入道といふは。無下に。恐れをしらぬ族には侍るといへり。そは有職問答に。入道の事。常には規模のよし申習候。是によりて。むかしは稀に稱候。多田滿仲をも。入道とは申さず候て。新發意と。源氏に。明石入道を新發意と稱候由云々」とあるにて知るへし。又前にいへる。法親王の御事は。堀河天皇康和元年正月。白河天皇の御子。仁和寺覺行親王に册せらる。皇子出家の後。親王と宣下ありしは。此時に始まる。これを法親王と申せり。又女をも。入道と云事あり。貞丈雜記に。女をも。入道と云事。源氏物語に見えたり。入道とは佛道に入たる人を云故。尼をも入道と云ふ也(男子のみにあらず)といへり。【阿闍梨】アの部に出せり。【三沙彌】和漢名數に云く。驅烏沙彌(自二十歲一至二十五一)應法沙彌(自二十六歲一至二二十九一)名字沙彌(二十歲)。【僧位の事】僧の位階は。淳仁天皇。天平寶字四年。良辨慈訓等。奏請す。四位十三階を制し。以て三學六宗を拔き。十三階中に就けむ。三色師位。及び大法師位は。勅授位記式に準し。自外の階は。奏授位記式に準ぜむと。勅して其の言を採用すと。これ僧位の始めなり。後四位を五階に改む。延曆十七年九月九日。治部省解云。僧位有二五階一是也。」十三階は。又曰傳燈。修行。誦持。毎色各四階。合十二階。又有二大法師位一。爲二十三階一。按自三天武朝置二僧綱一。專崇二道德一。不三復制二位階一。僧有二位階一。蓋昉二于此一。」勅授は。四位。五位。奏授は。六位以下也」と見えたり。又淸和天皇。貞觀六年。僧正眞雅請レ定二僧綱位階一。乃勅。僧位之制。本有二滿位。法師位。大法師位三階一。僧綱凡僧同授二此階一。高卑無レ別。今三階外。更制二法橋上人位。法眼和尙位。法印大和尙位一。以爲二律師以上之階一。宜下法印大和尙位爲二僧正階一。法眼和尙位爲二僧都階一。法橋上人位爲中律師階上。醍醐帝延喜制。滿位以上勅授。入位以上僧綱判授。裝束位記。僧都以上准二三位一。律師五位。僧綱賻物。僧正准二從四位一。大少僧都竝正五位。律師從五位。俱准二職事一給レ之(延喜式)。後宇多帝弘安八年。定二僧位書札式一。僧正准二參議一。法印。法務。僧都竝四位殿上人。法眼。律師五位殿上人。凡僧六位。諸寺三綱僧綱四位諸大夫。凡僧五位。威儀師五位下北面。從儀師六位(弘安禮節。釋家官班記)。後醍醐帝建武二年。改二定其制一。大僧正准二一位大納言。僧正二位中納言。權僧正三位參議一(釋家官班記)。以上。大日本史を節取す。さて僧官。僧位は德川幕府の時代まで因襲し。連歌師。繪師。醫師など之に叙したり。明治五年八月十七日。從前の僧官を廢せらるゝ旨を令し。同六年一月十九日。僧侶の位階を廢せらるゝ旨を令す(猶教導職の部參看すべし)。而して兩本願寺の法主は共に正三位伯爵を賜はりて。華族に列したり。さて各宗位階は公には廢されしも。私には設けられ。天台宗。眞言宗は最も正しく他宗もこれと大同小異なり。但し眞宗は僧位の設けなし。【天台宗】大僧正。權大僧正。僧正。權僧正。少僧正。權少僧正。大僧都。權大僧都。中僧都。權中僧都。僧都。少僧都。大律師。中律師。律師。權律師。教師。試補。【眞言宗】大僧正。權大僧正。中僧正。權中僧正。僧正以下皆前記天台宗に同し。

【僧の種類】數多し。【高野聖】高野聖。庭訓に聖道とあるは眞言僧をいふ。此宗の僧を俗にひしりといふ。又天台宗にも聖道といふとなむ。沙石集(一)高野の明遍僧都。善阿彌陀佛といふ遁世ひしりをかたらひて。三井寺の公顯僧正の行儀をみせにやる處。高野ひかさにはぎたかなる黑衣きて。ことやうなれどもしか〴〵と申入たりければ。高野聖と聞てなつかしく思はれけると有り。三十二番職人高野法師「たかの山修行せぬまも宿かせと。坊をうかれて花や尋ねん」。甲陽軍鑑に。上杉家に盜

賊はやりし頃。高野ひしり半弓にて鍋釜盗人を射殺しければ。則政これに千貫の知行をあたへて。足輕大將にしたる事みゆ。鍋釜など持ありきて野宿をもせし事と知らる。見聞集に。關東みだれ國郡在々所々まで。私の弓箭を取。爰かしこに鬪する。海道往來やすからず。されども高野ひしり笈を負て關東へ下る。是は弘法大師信行のかたちを學べる聖とて。弓箭の中をもあけて通す云々。宗鑑が犬筑波集。高野ひじりの宿をかる聲。大きなる笠きて。月も更る夜に。又おひつかんおひつかんとや思ふらん。高野ひじりの跡のやりもち。此三句めを貞德が與止加波に。人のおかたとるものわたす京の町。自注に。小歌にかうやひじりのおかたとると有。罪科人を京の町わたすには警固あるなり。跡の鎗持是なり。醒睡笑。廢忘條に高野の威をかりて諸國をありく聖の若輩なるが。一夜の宿をかりけるに(中略あるじの女房に雞の鳴を學びて相圖にして忍び逢んと約す)。聖高野笠を手に持ちはた／＼としてけり。女房はや雞が鳴はといふ聲を相圖にやどうかといへる咄あり。彼の小歌のおかたといへるをとりて作れるなめれと。その諺もさる事有しよりいひ出しことゝみゆ。やどうかといひしが廢忘にて。常に彼が宿をかる呼聲にてありしなるべし。一蝶等が畫に笈を居ゑ。笠を上に覆ひ。下に帳をはりて。野宿するさまを畫けり云々(以上嬉遊笑覽)。【陣僧】貞丈雜記云。陣僧之事。室町將軍の古例。軍陣には必僧を一人伴ひ給ひし也。是を陣僧と云ふ。今山城國淀の南。橋本の東北に。淨德寺と號して。曹洞宗の寺あり。是は春庭座元と云僧の開基也。春庭は天文の末。長享年中の人にして。將軍常德院義尙公の陣僧にてありし也(貞丈云。古は武士文盲なる人多し。又世に儒者も物書きも少し。依之文筆の用の爲に僧を賴む也)。按するに。伊勢氏の說の如く。武門の人は戰爭の世に生れ。文盲なれば。文權は一に僧家に歸し。多く五山の僧徒が。文書の事を司れる事久かりし。この陣僧も。文筆に用ひしものなるべし。德川氏の初め。天海。崇傳などこと／＼く機密の事に與れるなどおもふべし。【藏法師】四季草云。藏法師の事。武家にて藏を預り。米穀などを出入する者を藏法師といふは。古は剃髮の者のしたる役なるゆゑ。今世俗人なれども。昔の名目殘りて。藏法師と云ふ也。源平盛衰記卷四(鹿谷酒宴の篇)に。師光は左衞門尉。成景は右衞門尉とぞ申ける。信西平治の亂に討れし時。二人ともに出家して。左衞門尉入道は西光。右衞門尉入道は西景とぞ申ける。二人ながら御藏の預りにて猶被ニ召仕一たり云々。東山殿年中行事に。正實房。定泉房事は御藏法師なりなど見えたり。」これは。眞の僧侶にはあらざれど。かゝる名稱の存せる故に。暫らく。玆に附記す。【喝食】齋(トキ)。非時など食ふべき時。食を呼ばゝることなり。禪宗などに侍童を稱せり。有髮にて入寺し。成長して僧となるものをいふ。貞丈雜記云。兒喝食と云は。兒は髮を長くして女のごとくさげ髮にして。又もとゆひにて結ぶ也。喝食は髮を常のもとゆひにて結て。うしろへ下げて肩にとゞく程にして。髮の先を切そろゆる也。又兒は眉毛をそりまゆを作り。おしろひを付け。かねを付る。喝食はさやうの事をせず。公家の御子息は兒の形也。武家の子息は喝食の形なり。今の世の如くに髻曲る事古はなき也。以上僧尼のこと漏れたるも多かるべけれど。其概畧を叙す。鉢叩。修驗者。虛無僧の事は各條下に記せり。

ソウレム

操練。上古の事知るべからず。王朝の頃。賭弓の式など練兵の遺法なるべし。天武帝用レ兵。鼓角幡旗。節制大備(萬葉集)。當時蓋有ニ陣練之法一。然其詳不レ可ニ得而考一。今所レ存鼓吹司式。僅可レ視ニ其吹擊先後之節一耳とありて。(三月朔日平旦に觀兵式ありしこと。大日本史兵志に見えたり。大寶の軍防令には。凡衞士者中分。一日上。一日下。每ニ下日一。即令下於ニ當府一敎ニ習弓馬一。用レ刀弄レ槍及發レ弩拋上レ石。至ニ午時一各放還。仍本府試練。知ニ其進不一。」凡兵衞。每レ至ニ考滿一。兵部校練。」凡軍團各置ニ鼓二面。大角二口。少角四口一。通ニ用兵士一(謂鼓角通用也)云々。分番敎習。」などあり。鎌倉時代の事詳ならず。武田。上杉。北條氏の時。軍法なる者あり。兵を練るの法備れり。德川氏の時。將軍。諸侯とも年々鹿狩を催し。大的を催したるが。太平打つゞきて每年行ふことなし。享保の改革に其の事厲行せられ。游泳の如きも科中に加へられたり。(シヤジユツ。バジユツ。グンガク。ブゲイ等參看)。個人と個人との對抗術に止りて。隊伍の訓令は忘れられたるか如し。嘉永の末。外國軍艦の來航以來。數百年間振はさりし山鹿流。北條流などの軍學再び世に出しも。海防論の隆盛は。日本軍學の外國に當るに足らさるを發揮するに至り。佐久間象山。高島秋帆。江川英龍等は蘭書に就て泰西の兵式を研究するに至り。秋帆は幕府に聘せられて。砲術を教へ。英龍は步兵を訓練して。號令の詞を定め。今の廻れ右。肩へ銃ニ付け劍等の如き語法を工夫したり。本邦の言語は靡漫悠長にして。兵式號令の用に適はず。且つ歐西の言語の如く。動詞を先にし。名詞を後にせざれば。英氣颯發の慨に乏しく。加ふるに受令者の注意を弱からしむるを以て。辛苦考慮して之を定めたりと云へり。慶應元年佛國より陸軍兵式の教師を聘し來り以後佛式となり。明治十九年獨式となり。以後漸次改良して。現今の日本式を作るに至れり。

ソウ井　僭位。（ソウリヨを見よ）

ソウ井　贈位。（井カイを見よ）

ソクキジユツ　速記術は。一種の符號を以て。音聲言語を筆記する術なり。速記彙報第五十三册に云く。日本に於て會議。講義。及裁判の口供等を書取ることは。隨分古くより行はれたり。然れども此筆記は意義の概要を摘記し。然して後之を補綴潤飾して文章となすものなれば。辯者の辯舌よりは筆記者の巧拙によりて其結果を異にせるの姿あり。其之を略記するや。或は文字の筆畫を省き。或は種種の符牒等を用ふるものにして。其巧手と稱せらるゝ者の技能は。之を其心に得て其手腕に傳ふるに止まり。他人其技を學習せんとするも到底能はざりしも。一たび記音的速記術の發表せらるゝや。從來行はれたる意味筆記は幾と其痕を絶たんとするに至れり。明治十五年十月二十八日。源綱紀（後田鎖に改む）は日本傍聽筆記法講習會を設け。此に肇めて速記術を教授す。就て學ぶ者頗る多し。然れども其當時に在りては。世人皆此術の果して能く實際に行はるべきや否やを疑ひたり。惟り世人の之を疑ひしのみならず。之を學ぶ者亦之を疑へり。十六年七月郵便報知新聞社は源綱紀の門人若林玵藏を聘して自由新聞紙上の記事取消請求に關する談判の顚末を速記せしむ。之を實地に應用したる最初とす。裁判所の審問辯論を書取りたることは。同月玵藏が東京に於て開かれたる高等法院の審問辯論を書取りたるを始めとす。演説を書取りたることは十七年一月。假名の會の總會に於て。東京大學文學部長外山正一が「漢字廢すべき論」と云ふ演説をなせしを。綱紀の門人林茂淳の速記を經て埼玉教育雜誌といへる雜誌に掲載したるを始めとす。著譯者が自ら筆を執る代りに口述するを速記者が速記したることも。亦十六年の頃に始まれり。當時郵便報知新聞の記者なりし矢野文雄が「經國美談」と云へる演義歴史を著すに方り。玵藏をして速記せしめたるより。以後之に倣ふもの多し。府縣會の議事筆記に應用したることは。十七年三月埼玉縣會を始めとす。落語家軍談師などの口演を速記出版したることも十七年一月に於て三遊亭圓朝が編著し口演したる「牡丹燈籠」と云へる人情話を。玵藏が書取りたるを始めとす。官廳に速記を利用せられたることは十八年に元老院に始まれり。茂淳は元老院書記生として速記術發表以前より。同院の會議筆記を掌り居たるが。同年始めて其修めたる速記術を會議に應用し試みたり。次て十九年八月に至り。速記者として綱紀の門人伊藤新太郎元老院に採用せられたり。新聞社の社員として速記者を任用することは。明治二十一年に始れり。女子が速記をなしたることは二十二年七月。大日本婦人衞生會に於て大澤豐子が足立寛の演説を速記したるを始めとす。爾後同會及大日本婦人教育會の例會には女子速記者をして速記せしめたり。女子速記者を新聞記者として任用せしは。二十三年九月東京の女學雜誌社に於て安藤種子を聘せしを始めとす。國會の議事筆記を其第一期より全く速記に因て調製したる國は世界中唯我日本のみ。第一期帝國議會を開くの前に當り。其筆記は從來の意味筆記を用ひんか。又速記を用ひんかの兩説ありて。容易に決せざりしが。兩院書記官長金子堅太郎（貴）曾禰荒助（衆）の英斷に依りて。遂に速記を用ふることとなり。貴族院に伊藤 林。鷹野孝卿を。衆議院に若林。佃與次郎。松川福三郎を常任速記者に任用せり。同廿八年二月十五日賞勳局は速記術發明者田鎖綱紀に藍綬褒章を賜ふ。同月十八日林茂淳。臼井喜代松。荒浪市平。酒井昇造。森本大八郎等の請願に依り。帝國議會の兩院は綱紀が發明の爲に。資産を蕩盡し。窮困に陷れるを保護せんが爲めに年金を下賜するの件を可決し。二十九年五月十三日。政府は綱紀に年金三百圓を終身給與するの令を下せり。

ゾクセイ　族姓。（ウヂ。カバネを見よ）

ソクタイ　束帶は。裝束要領鈔に。袍以下の裝束表袴を着し。石帶を以て束ぬるを束帶といふ。」といへり。即ち其束帶之具とは。冠（垂纓）。懸緒。袍。大帷（自レ夏至レ秋赤。自レ冬至レ春白。並下襲單）。裾（和訓ころものすそ。一に云きぬのしり）。表袴。赤大口。石帶。劔。平緒（紫緂）。笏（和名。佐久）。檜扇。襪。履（靴淺履）。緒太等の備具したるものを束帶とはいふなり。といへり。貞丈雜記に云。束帶とは冠をかぶり。單下襲衵を重ね。其の上に袍を着し裾を付。赤大口の上に表袴を着し。石の帶にて裝束をかため。襪をはき。靴の沓又は淺沓をはき。笏を持を云也。武官は。平緒にて。太刀をはく也（是等の裝束は裝束圖式に繪圖あり。公家の裝束也）。上古には束帶抔に。下にのりこはく附たる。麻の大かたびらを用る事はなかりし故。裝束の形やはらかになへたり。後鳥羽院の比より衣文と云事出來て。裝束の形こはく成たると也。高倉。山科など裝束の家と云事も。其より以來の事なるべし。天神の御影像などを書くに。今の裝束のごとくこはくかど立樣にかくはあやまり也。天神御在世の延喜年中の頃は裝束の形やはらかなり。束帶。衣冠。直垂等は皆公家の裝束にして。武家の故實に非ず。公家高倉殿。山科殿の家に故實あり」といへり。

ソクハツ　束髮。（カミノフウを見よ）

ソクワン　訴願。（セイクワンを見よ）

ソク井　即位とは。皇太子が帝位に即き給ふを申す。即位といひ踐祚といふも元來おなし義也。令義解に。謂天皇即レ位謂二之踐祚一。祚位也福也と見えたるが如し。然るに中世以後。先帝崩御まし〳〵皇太子位を繼ぎ給ふを踐祚と稱し。其後更に良辰を撰みて。踐祚の御大禮を行はせらるゝを即位と申す例なり。云はゞ即位の禮を行ふといふ意にて。装だちて其事を披露し給ふなり。即位に付き璽劔の進獻固關の例。立坊。立后の御式等は。江家次第等に見えたれば爰に略す。有職問答云。踐祚。天子の位をふみまします通號也。受禪。ゆつりを受けて帝位にのほりたまふことなり。即位。まさしく天子の位につき給ふ由を天神地祇百官諸司に告しめまします。其禮をおこなはるゝ節會也。」即位踐祚の義は右の如し。但し受禪といふは先帝故ありて位を去らせられ。皇太子位を嗣き給ふことにて。讓らせ給ふ方よりは讓位と稱し。嗣き給ふ方よりは受禪と稱したまふ也。尙讓位の條を見るへし。

ソス井　**疏水**は。陸地を開鑿して水路を疏通し。以て運輸灌漑等に便するなり。古來より此の事業幾何もあれど。近來工事の大なるものは。岩代の猪苗代湖。及近江の琵琶湖の疏通なり。岩代國猪苗代湖の疏導の如きは。大久保内務卿の創意に出て。同卿遭難の後は伊藤内務卿其遺緒を襲き。明治十二年十月起功し。同十六年六月を以て竣工せり。琵琶湖の疏水は北垣京都府知事の計畫に依り。勸業諮問會の可決する所となり。明治十九年三月起工。同二十三年五月功を奏したり。湖沼の疏水は其沿岸に新たに水田を得べく。又其の水を落して田地に灌漑し。又は舟筏を通するの利あり。

ソシヨウ　**訴訟**は。人類の社會に必す起るへき者にして。自己の權利を侵害せらるゝ者は。之を君主に訴ふることは上古より必すあるへき事なり。公罪を告發する事に付ては。甘内宿禰が武内宿禰の反心あることを訴へしか如き。古き事なり。古代に在ては君主又は一部の長官自ら之を裁判し。敢て法官なる者を置かず。今日に於ては法官を置きて之を司れども。猶船舶の衝突。專賣商標の侵害事件に付ては。其の事務を管理する行政官之を審判す。近世まで民事の訴は。刑事の法官之を裁判せり。故に其の官衙及び法官の沿革は。刑罰の部に記したる官衙及び法官の沿革を見て之を知るべし。鎌倉將軍の時。熊谷直實と久下權頭と土地の訴訟あり。又御子左爲定と冷泉爲相と土地の訴訟あり。共に有名なり。貞丈雜記に云く。初答狀と云は。申狀のおもむき奉行所にて吟味ありて。相論の相手を召出し尋らるゝ時。申狀に不審の儀あれは。問條書付を出す。是を初問狀と云。此初問狀を以て奉行

尋らるゝ時。其返答書を出すを初答狀とも初陳狀とも云なり。扨それより二問狀。二答狀。三問狀。三答狀。たがひに出すなり。文言調樣は武雜書札篇にあり」とあり。降て德川氏の時に至り。民事の訴を公事又は出入と唱へ。刑事の訟を訴人と唱ふ。其の文書は之を目安と唱へたり。安永七年閏七月。評議の上。定めたる條目。借金銀目安糺。借金銀出入之出訴。一御朱印地之寺院社人身分重く。役僧。弟子。家來抔代に差出候出訴者。取上可申候。」一並之寺院社人等にても。同居之弟子。又は家來を代に差出候出訴者。取上可申候。」一御川達町人之類。手代を代に差出候出訴。取上可申候。」一其外諸家之用達。或者並之町人。百姓抔も。手代を代に差出候歟。又者手代をも不持程の身分にても。悴抔を代に差出候出訴も。取上可申候。悴に不限。同居の親類に候はゞ。可取上。近親類にても。他に罷在。請合候村役人不罷在候はゞ。取上間敷候。右之通極置。都而他の者を代に出候歟。又者病氣に候はゞ。快氣の上。當人可願旨申渡。取上間敷候。但吟味中病氣にて。代を差出度旨相願。或は懸に相成候ては。他のものを代に差出候共不苦候間。其儘差置可申候。」讓請候出訴。一貸金銀竝賣拂金銀等讓請出訴。讓證文有之候得共。讓主呼出讓候譯相糺。紛敷儀無之候はゞ。可被取上。若紛敷筋候はゞ。其品に寄無取上旨申渡。或は不埒之取拵等有之趣相聞候共。其譯不及吟味。無取上旨可申渡事。但讓主付添出候共。地頭之添簡無之候はゞ。不取上。差紙を以讓主の村役人呼出。相糺可申事。」相手方之事。一證文宛所之家來を相手取候を。外之家來出候はゞ。右宛所之家來呼出。可遂吟味事。但無據儀有之。當人難差出段。主人より斷有之候はゞ。其無據譯相糺。實に無據筋に候はゞ。外家來にて相糺可申候」などあり。又當時名主は人民の訴訟に付き。先づ勸解をなし。勸解に應ぜずして訴訟となる者は。總て名主の奥印をなす定にて。享保六己丑年四月十三日の達に。町中訴訟請願等名主奥印之事。今日。大岡越前守樣御番所え。町中町人壹人宛被召呼候而。御渡被成候御書付左之通。一。町中訴訟諸願出入等有之時分。自今其所之名主奥判於無之は。奉行所にて不取上候間。其旨可相心得事。一。名主奥判之事。其品輕き儀は名主取計可相濟候。名主手前にて難濟事は。奥判致し奉行所え可差出候事。但名主附添出候には不及。公事之節は唯今迄之通。名主附添可出事。一。事品輕き儀にて。名主取計可濟儀を。致奥判奉行所え差出候はゞ。名主呼寄。名主方にて可取扱旨申付。可差戻候間。其旨可相心得事。一。總て名主取計非分之儀有之歟。又は奉行所え可差出儀を。名主奥判不致。久敷押置候はゞ。訴訟人其品可申出。奥判なくとも可取上事。但名主手前遂吟味可相告事。右之趣自今可相

心得。尤名主依估贔負なく。其上禮物或は判賃取へからず。若相背名主あらば。町中より可訴來。急度可相咎事。享保六丑年四月十三日。」前文にも云へる如く。人の訴件を引受て訴出るもの之を公事師と云ふ。後世の代言人の如し。寛政御定百ヶ條中に云く。公事願江戸宿雜用。雙方共一村へ懸り候儀は。銘々村高に可割。其身一分の出入は當人可差出。難差出身の上は親類割合可申付候。邪成不屈願を五人組の者乍存。異見をも不加。其分に差置爲願候はゞ。不埒に付。右の類は五人組へも割合可申付候。但一分の儀。當人よりも可差出候。御仕置に相成候はゞ身代限可償候。云云とあり。市街地の訴訟は町奉行にて。郡村の訴件は代官にて。寺社に關する件は寺社奉行にて取捌きたれども。他領若くば他管との交渉事件及び控訴は。江戸に出でゝ評定所の裁決を受くるなり。故に江戸に出張するの費用は。主なる訴訟入費なり。當時訴訟に付き法衙に税金を納むる抔の制なかりしかども。下吏に賄賂を贈りて。自己の便利を得。又は相手方の不利益を謀る等の手段は行はれたり。當時は民刑事の訴訟人共。其の出廷に名主又は家主の附添を要し。時としては民刑事原被ともに監獄に投せらるゝ事ありき(カンゴクの部參看)。青標紙に云く。惡黨もの訴人の事。一惡事有之者を召捕差出候歟。又は訴出候時。右訴出の者にも惡事有之由。惡黨者より申懸候共。猥に相糺間敷候。若本人より重き惡事を證據慥に於申は。雙方可致詮議事。但惣而罪科の者を於訴出は。同類たりといふ共其咎を被免候事に候條。其趣を以可致作畧事」とあり。誣告反坐の制は王朝以來の慣例なり。又享保五年正當の順序を經ずして直訴するを禁じ。之を犯す者は縛して過料に處し。本籍の吏員に引渡すの制なりしが。往々輿訴と稱して。重職の出行途中等にて。直接に訴訟。建白。請願をなす者ありしかば。老中の駕籠の簾は之を密にして。訴狀を投入する者に破られさらんとを期したりと云へり。又享保年中評定所門前に目安箱を置き。上告の用に供す。此箱は將軍自ら之を開くものなり。之に訴狀を投ずるを箱訴と云ふ。而して取上げすと沙汰せられたる訴件を屢々控訴又は上告する者は。先つ過料に處し。再びすれば手鎖宿預けとなし。又は江戸拂とす。但し親族の咎めを蒙りしに付き赦免を請ふものは此の限にあらずとす。

【德川氏の時管轄裁判所】訴訟に判決文を付するを裏書と云ふ。裏書をなすべき當時の當該裁判所名は。目安裏書初判の事と題し。當時の定あり。一寺社竝寺社門前關八州之外。私領。關八州之内にても寺社領より御府內え懸り候出入。月番寺社奉行裏書。」一江戸町中より御府內え懸り候出入。月番町奉行裏書。」一關八州御料。私領。關八州之外御領より御府內え懸候出入。月番御勘定奉行裏書。右雙方名主家主五人組立會可二相濟一。若不二埒明一候は。七日目雙方罷出候樣裏書可レ遣候。尤借金銀出入は、右取計。一ヶ年兩度之日限罷出候樣裏書可レ遣候事。但支配違え懸候出入は。評定所え可差出。雙方一支配に候はゞ。其奉行所にて裁許可申付。在方國々え懸候出入は。何月幾日評定所え罷出可二對決致一旨裏書致。三奉行懸り月番にて初判一座加印。」一山城。大和。近江。丹波。右四ヶ國之者に候はゞ。雙方共京都町奉行取捌。」一和泉。河內。攝津。播磨。右同斷。大阪町奉行取捌。」右八ヶ國之内にても京都。大阪町奉行支配違。又は餘國え懸り候出入は。寺社奉行月番可レ致二初判一候。尤雙方共。右同支配之出入。御當地え訴出候はゞ。支配之奉行所え罷出候樣申渡。取上申間敷事。」【裁許繪圖裏書加印之事】一國境。郡境裁許繪圖。御老中加印。三奉行加印。右之外繪圖裏書を以裁許之分は。三奉行連印。」【御料。地頭違。出入竝跡式出入取捌之事】一遠國奉行支配。御代官所竝私領百姓。他へ相懸候出入。其所之奉行。御代官。地頭より斷有之候上。取上可レ及二吟味一。斷無レ之內は百姓訴出候共。取上申間敷候事。」一地頭之出入は地頭より斷無之候共。地頭にて取捌可二相濟一由申聞。取上申間敷候。勿論地頭より斷無レ之百姓訴出候分は。地頭へ可レ願旨申渡。是又取上申間敷候。猶又不二相濟一由地頭より申聞候はゞ。頭支配へ申立候樣可二相達一候。但し地頭非分之申付相聞候者。伺之上取上可申事。」跡式又は養子等之出入は。他領懸り合訴出候共。先方地頭え可レ願旨申聞。取上申間敷候。若地頭之裁許不審之事有之候者。地頭へ承合候之上。猶不レ致二落着一候はゞ可二相伺一事。」一加判人有レ之慥成讓狀。竝加判人無レ之候共。當人自筆に而印形無二相違一書面。怪敷儀も無レ之においては。讓狀之通跡式可二申付一。尤格別筋違候はゞ。吟味之上筋目之者へ可二申付一事。」一御料所百姓出入は。其支配人より添狀無レ之候はゞ取上申間敷候。品により支配人へ其趣申べし。猶又相濟候はゞ對談之上取上可レ申事。」一一地頭にて寺社より百姓へ懸り候出入も。一通り地頭へ申達候上。不二相濟一候はゞ取上可レ致二吟味一事。一寺社より領主へ相懸り候出入訴出候はゞ。一通り地頭へ申達。於レ不二相濟一者取上可レ致二吟味一事。【諸役人非分私曲等之事】一諸役人を初。其所之支配人非分私曲等之儀有之旨訴出候節。其役人支配人へ一通り申達。猶又不二相濟一由願出候はゞ。先其旨相伺。御差圖次第取計。尤裁許之儀は伺可レ申候。」一於二奉行所一諸役所竝私領一前之裁許有レ之者。事濟候儀を。年月を經て右裁許非分之由申立。竝吟味願出候共。取上申間敷候。然共訴訟方慥成證文等有レ之。相手方に

ソシヨ

は證據無レ之。先裁許必定過失と相見候はゞ。伺之上詮議取懸り可レ申。若又雙方證文於レ有レ之は。致二再吟味一間敷事。但相手方不レ尋して不レ叶儀も候ば。評定之上其所之支配人或は地頭へ一通り相尋可レ申候。猥に相手召寄申間敷事。」一不二願出一候共。奉行所にて評議之上。先裁許改可レ然儀は伺之上可二申付一事。【公事吟味銘々宅にて仕候事】一公事吟味の儀。式日立會へ差出。即日不二相濟一儀。懸り之奉行宅にて日數不レ懸候樣に吟味をいたし。一座評議之上裁許可二申付一事。一御代官手代掛り申間敷候。【重き御役人評定所一座領知出入取計之事】御老中。所司代。大阪御城代。若年寄衆。御側衆。評定所一座。右之領知出入訴出候節。不レ及レ伺取計。裁許之趣相伺可レ申事。但質地竝借金銀出入は定法有レ之儀に付。不レ及レ伺事。【裁許可二取用一證據書物之事】御朱印は不レ及レ申。讓狀。古證文。水帳或は地頭出置候書付等。其書面疑敷儀於レ無レ之は。證據に取用可レ申。私に書記し置候もの。或は寺社緣起之類。猥に不レ可二取用一之事。【寺社方訴訟人取捌之事】一寺社訴訟人。可レ屆所へ不レ斷して願出。添簡無レ之類。取上申間敷候。張て相願候はゞ本寺觸頭へ相尋。本寺觸頭にて可レ致二吟味一こと。其筋之本寺觸頭へ吟味可二申付一事。」一本寺觸頭を相手取候歟。又は本寺觸頭へ願候ても押へ置候に付。不レ得レ止事願出候類は。添簡無レ之候共。取上可レ致二吟味一事。」一寺社領之町人。百姓。地頭非分之儀を申出候類は。地頭。寺院或は神主等呼出。樣子相尋。品により取上可レ致二吟味一事。」一寺院に掛り出入裁許申付候節は。觸頭又は本寺呼出。爲レ承。裁許狀に奧印爲レ致可レ申事。」一一宗法儀に拘り候公事訴訟之儀は取上申間敷候。尤本寺觸頭にて申付候ても。及二難澁一候もの。又は他宗俗人入交候出入。取上可レ致二吟味一事。【舊惡御仕置之事】一都て公儀御法度を背。死罪以上の科可レ被レ行者。但役儀に付て私欲押領致候者。輕く候共。相應の咎可有之事。」一惡事有レ之。永尋申付候者。右は舊惡に候共。御仕置相伺可レ申候。此外之科一旦致二惡事一候共。其後相止む由申レ之。尤外沙汰於レ無レ之は。十二ヶ月以上之舊惡は不レ及レ咎事。但し十二ヶ月內より吟味取懸り。十二ヶ月以後吟味濟候共。舊惡には不二相立一事。」【裁許裏判不レ請者御仕置之事】一裁許不レ請者。中追放。裏判竝差紙不レ請者。所拂。一裁許相濟候儀を。內證にて不レ用。破候者。中追放。【賄賂差出候者御仕置之事】一公事諸願其外請負事等に付て。賄賂差出候者。幷致二取持一候は輕追放。但賄賂請候者。其品相返し。申出においては。賄賂差出候者。竝取持致候者共。村役人に候はゞ役儀取上。平百姓に候はゞ過料可二申付一。」【對二地頭一强訴。其上致二徒黨一逃散百姓御仕置之事】一頭取死罪。名主重追放。組頭田畑取上所拂。惣百姓村高に應過料。但地頭申付非分有レ之ば。其品に應じ。一等も二等も輕可二相伺一之。於二未進無一レ之は。重咎不レ及事。」一村々百姓結二徒黨一。令二騷動强訴一。或は逃散之者有レ之節。名主又は年寄等指押。不レ爲レ加二徒黨一村方於レ有レ之者。御褒美銀被レ下レ之。其身一生帶刀致し。名字は永く可レ爲二名乘一候。但其品輕きは御褒美銀計可レ被レ下候事。【借金銀取捌定日之事】一四月十六日。十一月十六日。此二ヶ月借金銀出納訴訟計承レ之。裁許可二申付一事」などあり。

明治以後訴訟の法大に整頓し。同五年九月司法省第十四號を以て。訴訟入費償却假規則を定め。從來の訴訟入費原被共自費又は町村費を以て充用し來るを。向後一切曲者の負擔に歸せしむ。九年四月同省甲第五號布達を以て改正あり。同八年十二月第百九十六號布告を以て。訴訟用罫紙規則を定む。十七年二月第五號布告を以て之を廢し。印紙を用ひしむ。二十三年法律第六十四號を以て民事訴訟費用法を制定し。同第六十五號を以て。民事訴訟用印紙法を制定す。其の初審に服せずして。控訴するの法は。明治五年十一月司法省第四十六號達にて規定あり。地方裁判所及ひ地方官の裁判に服せさる時は。司法省裁判所へ訴るを許し。六年十一月布告第三百六十二號を以て。出訴期限規則を定め。七年五月第五十四號布告を以て。民事控訴略則を定め。八年五月第九十三號を以て。前令を廢し。民刑事控訴上告手續を定む。控訴は上等裁判所に向ひて之をなし。之に不服なるときは。大審院に向て上告を爲す。明治七年九月二十三日。從前外務省にて管理せる。外國人より我政府に對する訴訟を司法省にて裁判するとす。十年二月第十九號布告を以て。控訴。上告者は豫納金を上告裁判所に豫納し。上告者曲なるときは之を沒收するの規定となす。又同年同月第十七號布告を以て。刑事被告人保釋條例を創定し。裁判官の見込に依り。保釋金を徵して被告人を一時釋放するの制を定む。二十三年二月法律第二十九號を以て民事訴訟法を定め。同月法律第五十號を以て同施行條例を定む。同年八月第六十六號商事非訟事件印紙法。同十月法律第百四號民事訴訟法補則。同月勅令第二百十七號辨濟提供規則。同二十五年一月勅令第六號民事訴訟法中改正。同三十一年六月法律第十三號人事訴訟手續。同月非訟事件手續法。三十二年三月法律第五十一號同法中改正等の事あり。一々記さず。是より先。公罪に付人民の告訴。告發をなす者を吟味願と云ふ。十三年七月第三十七號布告を自て治罪法を定め。十四年一月司法省達を以て。吟味願の儀を廢し。糺問判事。檢事又は警察官に告訴せしむ。二十三年十月法律第九十六號を以て。之を廢し。刑事訴訟法を定め(三十二年三月

法律第七十三號を以て同法中を改正す）。十五年四月布告第二十一號を以て。控訴上告手續中期限を改め。十八年一月第二號布告を以て。輕罪に係る控訴豫納金規則を定め（二十三年六月改正削除あり）。二十三年二月。法律第七號を以て重罪控訴豫納金規則を定む。三十三年三月法律第二十五號を以て。重罪控訴豫納金規則を廢し。同月法律第二十六號を以て。輕罪控訴豫納金規則を廢す。是に於て刑事の控訴には豫納金を要せさる事となれり。

【行政訴訟】自治團體又は人民にして行政官廳の處分に不服なる時は。最初通常裁判所に訴ふる定なりしが。明治二十三年法律第四十八號を以て行政裁判法を設け。通常の訴件と均しく印紙を貼用して。同裁判所に出訴する事となりたり。其の件には。海關稅を除くの外。租稅及手數料の賦課に關する件。租稅滯納處分に關する件。營業免許の拒否又は取消に關する件。水利。土木に關する件。土地の官民有區分の査定に關する件に對し。行政廳の違法處分を裁判するなり。但損害賠償を訴ふるを得ず。又再審を請ふことを得ず。二十三年十月法律第百五號を以て訴願法を定め。右に擧げたる件々の外。猶海關稅の賦課。地方警察に關する件。其他法律勅令にて特に訴願を許したる件に付。其の處分をなしたる行政廳を經て。處分以後六十日以內に。直接上級廳へ訴願書を出すことを得せしむ。上級廳は又行政廳を經て之に決裁を與ふ。訴願は數回之をなすを得べし。是より先。明治十五年十二月第五十八號布告を以て。請願規則を定めたるも。此の法律に依りて之を廢止せり（ケムパク參看）。專賣特許及び商標。意匠の特許權を侵害せられたる者は之を農商務省に訴へ（各條下を見よ）。船舶の衝突に關する爭ひは遞信省に訴へて其の審判を受くる法あり（セムパク。カイジヤウシヨウトツハフを見よ）。

ソゼイ

租稅は。三種に分つべし。租之を年貢と云ふ。調之を運上と云ふ。徭之を賦役と云ふ。（チソ。ミツギ。ザツエキの條下を見るべし）。租稅の起原得て詳にすへからすと雖も。神代に在て大日霎尊。天狹田長田を營み。穀熟するに及て。新宮に新嘗し。木華開耶姬。狹名田渟浪田の稻を用て。其粢盛に供せしこと。古史に見る所なり。租稅の事。此事に胚胎せしか如し。神武天皇即位四年。天富命に命し。阿波及び東國に之き。穀麻を播殖せしむ。穀麻蕃衍す。時に手置帆負命の孫は矛竿。櫛明玉命の孫は御利玉を造る。其裔國郡に在る者。矛玉と調とを以て雜進し。或は調外之を貢す。崇神天皇即位の初。人民を校し調役を科す。此を男の弭調。女の手末調と謂ふ。垂仁天皇の時。始て屯田。屯倉。御名代の制を設く。景行天皇の朝。又田部を創し。皆吏を置き以て租賦の入を監せしむ。安閑。宣化以來。屯田殆んと天下に遍く。國家の儲蓄富實なりしか。臣。連。伴造。國造等驕縱にして。田畝を兼竝し。屯倉を據有し。多く私民を置き驅役を恣にし。調を進むるの日に及んて。先づ自ら收めて。然る後ち分進す。租賦の制是に於て大に改る。當時政府の經濟は。重に諸方の貢調なり。中古郡縣畫一の世にも。租も亦之に次きて重要の地位たり。朝廷日常の經費は。これらの歲入によりて。支度せられしならん。且朝廷には。此外に。臣。連。伴造。國造等の賦課すへからさる一の財源あり。即船の賦。市司。要路。津濟。渡子等の調あり。船賦は欽明天皇の時に始めて徵收されし所にして。船史王辰爾をして。河海通航の船舶の運載料を徵せしめ。其記簿に與らしめたり。又置きし始めの時代は詳ならされとも。津梁には津史あり。道路には道守史あり。渡濟には渡守氏あり。これ等は其運上を徵して。道橋修理の用度に充つ。即營業稅に近し（播磨風土記に。景行天皇の攝津國高瀨の濟に到りしとき。渡守船賃を請ひしとあり。其他も推し測るへし）。孝德天皇の立つに及んて。臣。連以下の私領を廢し。屯倉を停め。部曲私民の弊を改革し。國郡司を置き。新制四條を下し。班田。收授田調。戶調。庸布米法を定む。其三條に曰く。步町段を分ち。其輸す所段の租稻二束二把。町の租稻二十二束とす云々。文武天皇大寶元年。律令成り。租庸調の制定り。凡そ田の長さ三十步。廣さ十二步を段と爲し。十段を町と爲し。段の租稻二束二把。町の租稻二十二束。凡そ田租は國土收穫の早晚に准し。九月中旬輸を起し。十一月三十日以前納め畢る。民部省ありて。省中主計寮は調庸を司り。主稅寮は倉廩租米の事を司る。大藏省はその出納を司るなり。而して時を經て流弊少からず。光仁天皇從來の財政紊亂を正し。寶龜七年始めて檢稅使を置きて。七道諸國に分遣す。從前に按察使。觀察使なとの兼掌せし所なるを。此に至りて專職を置きしなり。即會計檢查の職に殆し。此時國司の官稻を出擧するに。私に利潤を規り。廣擧隱截して。徵收苛刻なりければ。民田宅を賣りて。他鄕に浮逃するもの多かりしかば。勅して隱截するものゝ罪を重せられたり（隱截とは。官吏利潤の內を掠めて。私に竊むを云ふなり）。又調庸は期限ありて。其の如く納むべきを。比年寬縱に流れて延滯し。祭祀の用を缺き。支度の用に乏しきに至りしかば。十一年令して之を釐正せり。延喜の初。藤原氏權を執る時に。諸院。諸宮。王臣家驕縱にして。其有する所の地に就て。莊家を立て。或は新たに山野を占め。其の地利を收め。便宜を擇みて。私稻を居民に聚め。莊家と稱し。好て官物を妨ぐ。出擧。出納之に由て自由なること能はす。奸民亦因緣攀附し。縫詐詭

ソセイ

誘。勢を假り。自ら出擧を拒む。同二年之を禁す。村上天皇即位の初。國用給せず。天皇以爲らく。延喜の美政と伯仲すと。嘗て小臣に問ふに。此事を以てす。小臣對ふるに牽分堂の前草を生するとを以てし。歳貢の少きを諷す。天皇即ち節儉を行ひ。奢を禁令し。入租舊に復するを得たり。以後藤原氏の盛大と共に采色免租地益多きを加へ。源平の亂漸く平ぎ。頼朝幕府を開くに及び。文治元年勅許により。公私領の別なく。天下一圓に此の職を置かれ。段別五升の兵粮米を充てらるゝ法となりぬ。是の時に至りては舊法の租庸調の制は。全く壞れて。其名さへも一變したり。」【年貢】又乃貢とも物成ともいふ。又乃米能米とも書けり。古の田租なり。年貢は。穀にても錢にても收むるなり。米にて收むるには分米。公米。上分米等の稱あり。其額を代といへり。即後世の石代。斗代の起りにて。段別の收納米。即分米高にて五斗收むるを五斗代といひ八斗收むるを八斗代といふ。其多少は田品の上下に依り一定せす。錢にて收むるをば分錢といふ。分錢とは北條氏執權の頃。諸家の領地より收むへき所の年貢を。米穀にて收めす。錢價にて收めしめたる年貢錢なり。其錢高の多少は。町段別に依て定むるにあらす。土地の肥瘠。收穫の豐凶に依て。其高同しからす。或は徵租の多寡に依り。或は運輸の遠近により。或は米價の高低に踢して各地各年其額等しかるましきは勿論なれとも。大畧後世の定免の如く。反別に其錢の額を定めて。每歳之を收めしめしなり。是貫高の稱の依て起れる所なり。此貫高は領地の分錢の總高を合せて。何千何百貫と稱し。或は何千何百貫の知行と稱す。領地内の田地に隨て。多少の分錢を割り付しもあるへし。而して天災抔に依て。生する土地の變遷。田野の荒廢。水旱の損耗等あれば。臨時其税を免除し。或は終に税額を減したるもあるへく。又は新に開發せる田畠を得て。税額の増すもあるへし。故に同し何千何百貫の領地にても。其收納に於ては大に逕庭ありしと後世の石高に同し。さて納租の錢額は。時世の變遷。土地の肥瘠。其他の事故によりて分錢の多少あり。古文書中に就て。其平均を求むれば一石二三百文の納租なり。一反の石盛を平均十とみれば一石の收穫の價一貫文なり。二三百文を納租とするは。十分の二三分の率なり。此他に段錢。目錢。棟別なり臨時の課役少からされば通しては五公。五民ほとに當れり。さて分錢は又代ともいふ。收納米の代なればなり。」此時代には畑にも亦租あり。亦分錢といふ。大畧平均田の三分の二許に當り。近世の田畑六分違の法。上畑は下田と同等なるに似たり。これらの事田制篇。租税篇等に委しければ。就て見るへし。年貢は米錢のみならす。土地の產物を以て進貢するとありと

みえて。東鑑に伊豆國の乃貢に。供御甘苔十合とみえたり。これ古の調の類なりと。此時には尙年貢といへりと見ゆ。」【地子】公私に拘らす。田宅園林に付て。錢を納めしむる雜税をいへるなり。中古の地子とは異れり。田地子。畑地子。林地子。屋地子。車宿地子。加地子等の名目あり。」【國役錢】大名諸家。いつれも定數ありて。年每に充てらるゝ役錢をいふ。」【禮錢】諸家にて代替の御判を給ひし時。又は然るへき祝儀の節なとに。柳營へ獻上する錢を云。」【段錢。段米】天下に重事ある時に當りて。其費に給せんとて。諸國の田畑に課して。段別に充てらるゝ所の米金なり。常に重事といふは。御即位。大嘗會。造内裏。及將軍宣下。將軍上洛。又大社造營等なり。伊勢神宮の役夫。供米の代にも。段錢を出して辨すること。此頃の習なり。至極の重事には。諸國に課せられ。其次々の事は。費用の多少に准して。一國二國にも課することあり（後に至りては。本所領家。又は地頭の輩なと。私に段錢を課することもあり。後の世の用金といふ類なり。」【棟別】家數に充てゝ取る課役錢なり。社寺。橋梁等の修造あるときの用に供す。」【夫役。夫錢】仕丁役。兵粮。人夫。其他造營夫役。防河夫役等にて。人足を出さしめ。出てされは其代錢を收めしむるなり。」此他土倉役錢。鄕錢。目錢。口錢。地口等。種々の雜税あり。禮錢。段錢以下は。皆臨時の費用に充てん爲に。其時に當て徵收し。年貢。地子等は住所の歳出に充つる習なり。」初地頭の勢の盛なるや。諸國の地頭本所を凌侮し。租税を侵掠せしか。正治中令を下して。得分の外は。貢租皆本所に納めしめ。違ふ者をは罪に處せしむ。時に朝廷は國郡の凋弊するを以て。屢〻鎌倉に勅して。守護地頭を停めしめ。唯謀反人の遺れる地にのみ置かしめんとしたれと。已に勳功の家臣を補したるにより。今更に廢す可きに非す。遂に却て增置せり。正治元年令して。東國の地頭に荒地の開墾を勸戒し。若し荒蕪して租税を減少せしむる者をは。地頭職を改補せらるゝとゝなせり。元久元年には定めて山海佃漁の税をは。皆國司の管掌に屬せしめ。鹽地の利のみは三分の一を地頭の得分となさしめ。節料。燒米をは皆國司に入れしめたり。」後足利氏に至りても此法を繼ぎ。全國武家の所領に歸し。中央政府の收入は漸く減し。而して其の收入は主として地租に歸したり。德川氏の時。天領及ひ諸侯の領地。地租も租率相異なり。雜税も各藩其目を異にす。德川綱吉華靡を好み。國用足らず。此に於て元祿十年始めて酒運上を課することとなり。賣得銀高の五割を徵す。十二年又長崎運上を課す。是より年々酒運上六千兩。長崎運上四萬兩ほどを增したり。皆時の勝手方掛りの若年寄稻垣但馬守重富。勘定頭萩原近江守重秀の建議する所によれ

りとそ。徳川吉宗の時。其雜税には小物成。運上。冥加。分一等の稱あり。小物成は古の調庸の遺法に近く。運上。冥加。分一等は今の營業税に近し。諸國山野河海の地に付て。各其所課あるヿ。但江戸府内の地は地租を蠲きて。たゞ賦役のみを課す。尙中古王朝の制の如し。其委曲は小宮山綏介先生の江戸町の課役と稱する一篇に見えたり。其大要は課役を大別して二つとし。一を公役とし一を國役とす。公役は府内の國役ある町々及び町並地。寺社領。寺社門前を除くの外。一般に之を課す。差課の法は毎歳不同なれと。大抵間口五六間より。十六七間までを一人役として。一ヶ年凡二十三人を出す。享保以後は銀納に改め。町地を三等に分ち。上等は表口京間五間を一人役とし。中等は七間を一人役とし。下等は十間を一人役として。倶に毎歳役夫十五人を出すへき積にて。一人銀二匁。合せて三十匁を收むるなり。之を公役銀といふ。之を出す町數は七百二十八町。課額は三千四百七十四兩なりとそ。」國役は職工に課するものにして。紺屋町等には藍染を課し。大工町には木工を課し。白壁町には泥工を課し。疊町には疊を課し。檜物町には木具工を課するの類なり。現身を役するものあり。銀納なるものありて。需用の多少によりて差あり。其他役錢。運上。冥加等の雜税あり。又商業者には各組合を立てさせ。酒屋仲間。木綿屋仲間と云か如く。悉其組合ありて税金は酒屋は千兩。木綿屋は五百兩と云が如くに。金高を定めて。年々動きなく之を上納するヿとなし。其配賦徵收方は悉く其仲間の行事。年寄なと云もの丶合議に任せたれは。收税の手數も煩しからさりき。

【小物成】地租以外に土地。山林。河川より生ずる租税を小物成と云ふ。田園類說云。浮役小物成は。年貢の外納る名也と一樣に云ども。小物成は惣名にして浮役は其内之一つ也。或上納之實出し。又は何役何代抔之類を浮役と云。年貢之事を物成と云によりて。小年貢と云心にて小物成と云。然者百姓役之外何にても年貢の外に定納するは皆な小物成也。知行渡之高によりて込高之違有と知るへし。」地方答問書に云。惣て小物成竝浮役と申は。山林。原野。河川殺生等。其の外何にても田畑御年貢の外定納之米金納候儀にて。是は萬石以下之知行渡之時は高に入渡申候。但永壹貫文は高五石に積り申候。惣て運上と申は山林。海川等。其外何にても年不定に請負人有之候て納候類は。萬石以下之知行割渡候時高に結入高外に成相渡し申候。按するに浮役。小物成之類。知行渡に米成は壹石を高貳石。永成は壹貫文を高五石に積る事。永は貳石五斗代を何も籾に直て之積也。定納米永と云內に。私領上の地抔夫米夫金之上納抔者高に不結。臨時物と云は其年許り。又は年季之限有取立にて定納に無きを云。秋田冥加金又は欠所金抔之類也。扨知行渡之込高と云に心得違有。本文之通萬石以下之渡方に。納物を高に結渡是をも高込と云ども。元來込高は小物成高を除き。高外にて渡すをいふ。假令は高百石四つ物成之都合にて渡時。其村之五年平均四つに不足成は。四つに合せる樣に高を增て。百石之高を百何十石と增て渡す。是をも込高と心得たる有。是は物成結渡しと云。又野高山高にも色高と名付て本途高內へ結置も有り。惣て小物成に品々之名目擧て算へかたし。大概鄕帳に載しは何も定納物也。然共漁獵運上年季請負抔之鄕帳に記せしも有。或覺書云。掟米之事掟野之事と云有。掟米は今の野手米之類成へし。掟野は其地を云成らん。惣て小物成に品々之名目有といへとも。名目は其時節役人之心を以付來る成へし。山手。山役。山錢。山年貢。小物成抔之名目は替れとも。畢竟小物成之事。」又或覺書に。上方關東共浮役を高に結知行渡候時。永一貫文を五石替に直し渡し來候。上方筋には永と申事はなく金又銀也。四貫文壹兩之積にて五石替に致來候處。近年間違之事出來。壹兩を貳石五斗にて渡候事有。夫より後誤之儘に貳石五斗代にて上方之分は渡候由。是は不穿鑿成定法也。東海道筋永高之場所壹貫文を高に直す時。前々より五石代にして渡。假令御代官所高五万石高。永高千貫文あれば五千石之高に直し。五萬石之都合に入渡。然る時は若代方之場所を知行に渡事有れは。壹貫文を貳石五斗代に直し渡し。五石代に渡しては浮役物之貳石五斗代と二儀兩樣也。如何跡先之無考法を改候儀は如此行違有。古法を改る事は能々吟味之上料簡可有之事也と。租稅志云。山林。原野。河海。池沼等の地は。曩昔之に租を課せす。間々其產物に隨て調庸を賦す。中葉以還調庸の制熄て其土地の產物に屬するもの年貢となる。或は之を小物成と稱す。德川氏に至り之を小物成と名つく。小物成に諸種あり。即ち山年貢。山小物成。山役。山手米永。野年貢。野役米。野手米永。草年貢。草役米。草代。茶年貢。茶役。漆年貢。榲年貢。松山藪林年貢。葭年貢。葭代。萱野錢。楮油荏役。御林下草錢。河岸役。池役。海役。川運上。鹽濱年貢等にして。其他枚擧に暇あらす。其年貢と稱する者は。多くは段別を定めて以て賦課す。役と呼ひ手と曰ふ者の如きは。段別を定めさる高外の地に賦課す。又淨役あり。小物成中のものにして年期を定め。或は臨時徵收するものを謂ふ。即ち役永。運上。冥加永の類なり。」建久八年宇佐八幡大宮司の私領。筑後國宇治浦の各田は。半不輸(田租の半を輸す也)にして。町別に米三石表絹三匹を國庫に辨濟す(八幡宇佐宮御神領記)。後堀河天皇安貞二年三月晦日。鎌倉府令三島宮領。伊豆國玉川鄕の散田は地頭の沙汰たるへし。所當收納に

至ては郷司の沙汰たるへし（伊豆國三島文書）。後深草天皇正元元年二月十日。鎌倉府令地頭等。山野。河海先例限ある年貢等は。本法を守り之を違亂す可らす（式目新篇追加。按是れ地頭專横。領家。國司等の租入を收取するを以て。之を警戒する也。主計式に據るに。鐵藥草等を輸すは山野の調なり。魚介。藴藻を納るは河海の庸なり。本文山野。河海年貢云々。蓋し調庸の遺種なり）。康永四年三月五日。東寺領本莊河成注文河原一段は三斗代。芝一段大は二斗代。芝一段は三斗代なり（東寺百合古文書）。貞和六年三月十三日。多米友光沽券狀鹽濱。荒野は光弘より相傳の所領なり。今要用あるに因て賣渡す所實正なり。地子公事等は交文の旨を守る可し。更に仔細ある可らす（伊勢國太田氏文書）。文明六年十一月朔日。崇善寺領近江國高島郡今次の名田三段は。所當升定米拾七石。年貢は三合入升定にて段別に貳斗なり（朽木家文書）。永祿六年織田信長。羽柴秀吉に命し一村をして一木を貢せしむ（豐臣秀吉譜。按。同書に據るに。信長秀吉をして薪炭の事を監せしむ。秀吉曰く。他邦の君長山に於ては則ち薪炭の貢あり。海に於ては則ち雜錯の貢あり。今君の國中所々山多く。大木滋生の所亦た少なからす。一村をして一木を貢せしめんと。信長乃ち之を用ひたり。當時山海に小租を課せしこと以て見るへし）。天正四年八月二十七日。三尾直繼下知山錢貳拾匹違亂すへからす（集古文書）。八年十二月二十一日。武田勝賴制條累年所有の田畑名田たるに於ては。增分有りと雖も國法に任せ赦免すへし（甲斐國文書）。十七年年七月七日。德川家康逹竹藪を所有せるものは。毎年五拾本地頭へ五拾本を出すへし（武家事紀）。後陽成天皇文祿三年六月十七日。關白豐臣秀吉伊勢國檢地條例山畑。野畑。河原畑は前斗代を問ひ。其上照料して斗代を定むへし。」山手錢鹽濱小物成は照料して年貢を定へし（文祿檢地沙汰文）。慶長十五年七月七日。周防國佐波郡國衙村坪付鹽濱九段二畝二十歩に。米三石九升なり（東大寺古文書。按。是東大寺領に係ると雖。亦以て當時鹽濱年貢の一斑を見るへし。三石九升は其租米にして。一段に三斗三升三合四勺五撮餘に當れり。主税式周防國の調に鹽を輸せしことを載せたり。今鹽濱に租米を課す。是れ亦調物變して地租と爲りしものなり）。靈元天皇延寶八年六月。征夷大將軍德川家綱逹。當申年より多田滿仲社に。攝州河邊郡新田村の山手米三斗。茶入木代銀拾八匁四分。同郡多田院村の山手米七斗。茶澁柹入木代銀四拾三匁。東多田村の山手米貳斗七升八合。茶柹入木代銀拾壹匁壹分の小物成場所を交付すへし（山川小物成記）。中御門天皇享保七年德川吉宗逹。小物成其他納物の內。古來私領の引付にて料所に歸せし後も。舊の如く徵收せしものあり。取箇付の障礙となり。且百姓の不便たるを以て。吟味の上本途（田畠の貢租を謂ふ）取箇の外何分と定め。米金を以て徵收すへし（教令類纂）。十年小物成の口米は。今年より物成の如く藏納たるへし（教令類纂）。十一年五月逹都て草場等の新田開發を請はゝ。高を付せし上取箇相應に付し難き所は。他に故障なくとも許す可らす。且是等の地高を受て舊に依り草場となさんことを願ふの類は。高を付せす草永を納めしむへし（輕蹊須知）。桃園天皇寶曆七年六月十二日。德川家重逹。百姓所有の山は。山手米役永等を納るあり納めさるあり。已來は相當の米永を納めしむへし。且謂れありて無年貢の山村は。其理由を細書して伺出へし（牧民金鑑。雜科種目畿內七道國々を別ち出せど今之を畧す）。又同書。【維新後雜科稅】に係る件々を揭げて云。租稅の舊制。正租の外小物成。運上。冥加等の稱あり。即ち地所。物品。營業。及び凡百の收入にして。其種目枚擧に暇あらす。而して其地所に屬するものは。概れ山林。原野。高外地の柴草。茅茸等を採收し。或は江干澤畔の閑地に試作し。若くは官地を借り用ふる等の收益より納入す。維新の初め是等の收納猶存せり。地租改正施行に方て。遂に之を釐革し。其官地の借用より收入する料金は行を稅外に置き。明治八年國稅。府縣稅の區別あるに及て。乃ち較や府縣稅中に付す。故に今此に探錄する所僅に舊制に屬するものゝ餘波に係れり。宜く雜稅總錄及ひ地方稅ノ條に參看すへし。今上天皇明治元年九月二十八日。會計局（關東諸縣に）逹。小物成諸運上の收入は姑く舊慣に仍るへし。」十二月二十四日。會計官（關東府縣に）逹。草永草錢其外都て地所に屬する小物成の類。年季切替及新に收入するものは相當年季を以て聽許し。前例無き者は稟問して處分すへし。」二年六月十九日會計官（府縣に）逹。其管下村々舊幕中口米。永銀。延米收入の分は。都て舊に仍り。上地村々も右に准し本年以後收入すへし。」三年正月二十三日。民部省（府縣預所ある諸藩に）逹。運上。冥加の類出願の時は。地味の善惡。村柄の盛衰。餘業潤助の厚薄。故障の有無等を糺し。諸物價を參酌して稟問すへし。其年期切替等は至當增課して稟報すへし。」四月民部省逹。村高の內小物成高と稱する分を合併せるもの往々有り。右小物成高は其原因を調査し。定納の雜稅を村高に合併するものは。本年以後之を除くへし。但小物成高の名目なるも桑高。楮高の類にて。前々檢地の際高入と爲れる分は舊に仍るへし。」四年正月十二日逹。關東筋川々或は沼緣等に於て河岸場と唱へ荷物揚卸の場所を區定し。船積營業を爲し冥加永を納來る者種々の惡弊を釀し。運漕を始め村々に於ても難澁たるの聞えあり。畢竟舊弊の存するもの

なるを以て。各府縣に於て篤く檢査を遂け。改正の意見を稟申すへし。」六年六月十五日。大藏省達。郡村諸公費從來石高に掛れるものは地券の代價に隨ひ。又各種類例に依り段別戸數等に分賦し。各地の景況に應し。其平準を失はさるの方法を設立すへし。但市街諸公費も之に准するものとす。」七月二十八日布告。今般地租改正により。從前官廳及郡村入費等。地所に課して收入するものは總て地價に賦課し。其金額は本租金三分の一より超過すへからす。」七年七月四日。大藏省達。從來湖沼等より生する蒲穗或は葭。眞菰。藻草の類を刈採し。有税上よりの納税は自今地券を下付すへき場所の外は。都て税の稱を廢し。眞菰料或は藻草料と改稱すへし。」九月七日內務省達。從前官の許可を經て拜借屋敷税。河岸場永。温泉場税。池運上等の名義を以て官地を借用し。其代料として米金を納るもの。總て官地拜借料。官地河岸場拜借料等の名義に改め。地理寮に納むへし。」許可を經て下草税。池魚役。松茸代。砥石運上等の名義を以て。官地生立の動植物を採取し。其代料として米金を納るもの。總て官地下草料。官地池魚料等の名義に改め。地理寮に納むへし。各開港場開市場等。各國人民居留地の內官地を貸付し税の名義を以て。大藏省租税寮に納來るもの。自今官地拜借料の名義に改め地理寮に納むへし。」八年二月廿日布告。從前官有地を借用し。代料として米金を納るものは舊に仍るへし(事雜税總錄條中に具はれり)。十二月十九日達。捕魚採藻等の爲め。海面借用出願の者は調査聽許して內務省に稟報すへし。但し當分の收税を爲し來るものは。其税額を借用料に改むへし。(按。義に雜税を廢止するや。即今收税せされは。營業管理に支障あるものは。姑らく地方に於て適宜收税せしむ。尋て捕魚。採藻等の爲め海面を區畫し。借用を請ふものは管廳に出願すへきを布告す。因て又此の達あり。九月に至り更に之を府縣税に屬せり)。【雜税】租税志云。中古調庸の制頹廢して。一切之を田地に賦課す。而して後世雜税の源實に調庸より出つ。元久元年源實朝令して。山海狩漁の利。鹽屋の所當を。國司地頭に分付すること東鑑に載す。爾後酒に課し油に賦し。藍役船目錢を徵收すること。式目新篇追加。鎌倉文書等の諸書に散見せり。而して其詳なることは得て徵す可らす。德川氏の時に至り一に之を小物成と稱し。種目增益し税率各異なり。其一二を擧れは。即ち市場問屋。油船水車。小漁梁。鐵砲鳥札。鷺帆別等の運上。酒造醬油屋。質屋。旅籠屋等の冥加。大工。石屋。鍛冶。紙。船。紺屋。桶屋。室屋。炭竈。網。網代。高網。鳥取。川船。小船諸役。鰯。鯨市賣分一金等是なり。皆工商其他の生業に課し。正租の外に在るものとす。而て其名義の由る所本と定率あるものを運上とし。上請して納るものを冥加とす。役とは夫役を勤るに本つき。現物或は永錢等を以て之を上納し。漁獵其他商業に係る賣高に。十分一二十分一三十分一等の税を課するを分一と稱せり。東山天皇元祿十年七月二十六日。征夷大將軍德川綱吉令新規運上吟味の上。故障無きに於ては申付くへし。尤も豫め其の事由を伺出つへし(敎令類纂)。光格天皇文化十二年。伊豆國附島の諸運上。大島は金四拾壹兩永百拾七文。神津島は金七兩貳分永貳文。新島は金六兩三分永貳百三拾三文。式根島は金七兩。八丈島は織物賣代金壹兩に銀五分なり(伊豆國附七島書上)。十三年六月二十三日。德川家齊達。諸運上冥加年季切替已前。吟味を遂け伺出つへき旨數々達せしに。年季明の春又は夏に至り伺出るものあり。爲に調査の便利を失ひ營業人の不便を釀し。自然國益に關するを以て。今年季明にて若し未だ伺出さる者あらば。速に伺出て向後怠慢なく年季明は前年悉く吟味を遂け伺出つへし(聞傳叢書)。仁孝天皇天保三年十月達。諸運上諸冥加は。營業の甲乙盛衰により增減を爲すの趣意を以て。五个年。七个年又一个年。二个年に申付け來れども。年季切替の時營業人其支配役所に願出て。又は之を呼出し吟味を爲すにより數日を經るものあり。運上。冥加は些少なれとも。營業人に費あり。已來年季切替の時是までの納額より。格別增加して之を願ふときは。十个年。十五个年。二十个年季。又は新規たりとも定納に申付くへきに依り。利害を懇諭して伺出つへし。尤とも同名の品にても村柄に因て異同あれは。他所に關せす增加を要すへし(御觸留)。【維新後營業税及雜種税】銀行。保險。船車。乘馬。採鑛業。漁業其他の雜業につきての税則は營業税の項を參考すへし。【所得税】。【鹽税】。【煙草税】。【酒】。【砂糖】。【醬油】。【船舶】。【菓子税】【樟腦税】。【海關税】。【郵便税】。【狩獵税】。【賣藥税】。【收入印紙】。【鑛業税】。【取引所税】。【地方税】。【登記。登錄税】等あり。各その條下に載す。【租税の帳簿】延喜式に。主計寮及主税寮に備付くべき帳簿の數を記せり。大寶令の頃より其の種類幾分か增したるなるべし。【租税の徵收法】租税の徵收は上古以來總て地方廳にて取扱ひ。各町村每に名主之を取纏め。大市街にては年寄また之を總括して藏奉行に差出したり。故に年貢諸役村入用帳面印形取置かさる村役人は罰を受くるの定にて。延享元年の達に。一。年貢諸村役入用帳面に惣百姓え不爲見致印形を不取置候に於ては。名主役儀取上過料。組頭過料。但名主組頭私欲於有之は。名主家財取上所拂。組頭名義取上過料」と青標紙にあり。明治以後各個人より大市街は區役所。町村は町村役場に納付することゝなり。税務署設置以後も。其税額は同署にて之を計算すと雖も。徵收

ソセイ

は區役所村役場にて取扱ふなり。之に應ぜざる者は身代限を以て處分し。他の債權より最先に引去るの法を設けたり。其の賦課法に不服なる者は其の出訴方に付き同十五年五月布告第二十二號を以て。出訴期限を定め。又脫稅を計る者は十五年七月布告第三十四號を以て。其の罪を定め。市町村等自治體にして。地方稅の賦課に不服なる者は之を行政裁判所に訴出る事を得せしむ。二十二年三月法律第九號は。國稅徵收法を定め。同年十二月法律第三十號にて租稅未納處分方を廢し。國稅滯納處分法を制定し。三十年三月法律第二十一號を以て。國稅徵收法及國稅滯納處分法を廢し。更に國稅徵收法を制定し。同年六月勅令第二百二十一號にて其施行規則を定む。同年六月勅令第百九十九號にて。市町村にて徵收すべき國稅の種目公布され。同三十三年三月法律第六十七號にて。間接國稅犯則者處分法を公布されたり。

【免稅】課戶。不課戶の定は賦役及び運上の部に記すと雖も。猶奈良朝の頃より王朝の頃に至ては。國家又は朝廷の吉凶。天變。地異によりて租調稅共に蠲免することあり。德川氏の時に至て。吉事には免租なけれども。凶年には免減租の事あり。德川氏の時。毛見の事ありて。不作の年には百姓より減租。免租を請ふ時は。吏を派して之を檢し。請ふ所實なれば。其の處によりて租を減免す。稅にありても亦願によりて減免せらるゝことあり。明治元年凶歲及軍役多かりしに付。醬油の稅を減じ。同年兵燹に罹りたる所の地租を半減せしことあり。六年地租改正を以て。田地の流失。地盤の崩壞等に因る損害に付ては。地租を免ずるの法を定めたれども。蝗害。旱災。水かぶり等の種類に因る損害は。政府決して租稅を免ぜず。但小作料を納めて耕作する農は。地主に哀願して之を減ずること舊慣の如し。而して酒造稅の如き。其の腐敗又は天災に因り。釀造中減損したる時は。申告して之を減稅することを得べく。所得稅の如き。其賦課額を定められたる後。收入の額大に減じたる時は。之を申告して。改課せらるゝの例あり。

ソデモヂリ　袖振り。（サスマタを見よ）

ソトバ　卒都婆は。梵語にして。地水火風空の五層の塔に擬して。作りたるもの也。又塔婆。浮圖。蘇偷婆。擻抖婆なとゝす。譯して。方墳。高顯。聚相。讚誕。寶塔と云ふ。略しては之を木にて作る。死者の爲に建つる石塔は又石碑とも云へり。後世其の形種々なれども。古の墓は必ず五輪の形を備へたり。之に記す梵字は空風火水地の意にて。キヤ。カ。ラ。バ。アなり。然るに和訓栞に。下乘のソトバとは山の下にあるをいひ。山上にあるを退風とすといへり。東鑑に。笠卒都婆といへるは今の制札なるにや云々。梵語或は方墳。又は高顯と譯し。大日三摩耶形也（本誓の意）といへり。秘藏經には漢家省畧して塔といふといへり。然れば總て碑などをも云ひしにて。墓のみの稱には非るなり。

ソノカラノカミ　園韓神は。神祇官に祭れる神にして。二月春日祭の後の丑の日。及び十一月新嘗會の前の丑の日を用ひて祀る。若し二の丑の日なれば。上の丑の日を用ふ。歲時記栞草に曰。園韓兩神祭。雍州府志云。舊宮內省に有。後禁庭に移す。古へ春二月。冬十二月上の丑日之を祭る。參議一人祭所に就て事を行ふ。式西宮北山兩抄に詳なり。相傳ふ。延曆年中遷都の時。處を他處へ易へんとす。神託して曰。唯この地にあり。まさに皇基を護るべしと。今は其社なし。惜いかな。紀事追加に云。洛陽醒井通り高辻上る町に社あり。延喜式に所謂園神一座。韓神一座と有。是也。今本荒神と云とあり。園神は大國主神の和魂を祀りしもの。韓神は大國主神と少彥名神を祀りしものなり。

ソバ　蕎麥は。本名ソバムギなり。稜（ソバ）角ある麥と云ふ義なり。一年に二回の收穫ありて利益ある穀類なり。故に養老年中令して。蕎麥を種ゑしめられし事國史に見えたり。然れとも。當時未だ之か調製の法。精しからすして。之を燒餠なとに作りて。食料に資せしといふ。近代に至り。饂飩の製に倣ひて。蕎麥切を製し創む。亦けむどむ（饂飩の條を看よ）蕎麥と號し。各所に其賣店出て來しより。其調製漸く佳精になりて。遂には反て饂飩を壓するに至れり。又今時蕎麥の調理に種々あり。及其有名の麪等は。普く人の知る所なれと。今は昔とかはり。府下の如きは。蕎麥を

主とし。饂飩は之に亞くものとなれり。續日本書紀に。養老六年七月戊子詔曰。今夏無レ雨。苗稼不レ登。宜下令二天下國司一。勸二課百姓一。種二樹晩禾蕎麥及大小麥一。藏置儲積以備中年荒上。又續日本後紀に。承和六年正月七日。令二畿内國司一。勸二種蕎麥一。以下其所レ生土地。不レ論二沃瘠一。收穫只在二秋中一。稻粱之外。足レ爲レ食也。と見えたり。和事始に。承和六年を以て。蕎麥を播種せし始となすは誤れり。また和漢三才圖會云。用二蕎麥麪一煉作レ餅。以レ棒拗レ之。或卷或攤令レ如レ革。卷レ之細切。投二沸湯一略煮レ之。洗淨用二醤油汁一食レ之。和二山葵萊菔等葷辛物一可也。一種用二蕎麥麪一煉熟爲レ餅。以二醤油汁一食レ之。呼曰二蕎麥粥一。此本綱所謂河漏是乎。多食二蕎麥一。同食二西瓜一。則煩悶有二至レ死者一。但先二西瓜一後二蕎麥一則不レ害。蓋西瓜者水而速下。故遁二合食之難一矣。蕎粉大黄末二味用能治二便毒腫痛一。此方以爲二家秘一。蓋大瀉下。如二脾胃虚寒一者不レ可レ服。又云。多食二蕎麥一浴湯。則食傷至レ死。」按するに蕎麥を食して。直に入浴をなせば。腹中膨脹すると世人のいふは此事なり。また貞丈雜記云。そばきり喰樣の事書記に見えず。上﨟名の記に。そばを女の詞には【あふひ】と云由みえたり(葉のあふひの葉に似たる故也)。又そばのかゆを(そばのかゆとはそばかきのこと歟)。うすゞみと云事も見えたり(色うす黑きゆゑなり)。然ればそばきりも。古ありし物なれとも。表向などへ出ざる物故。喰樣の法式なども記さゞるなるべし。」善菴隨筆云。蕎麥は冷物ゆゑ。脾胃虚弱の人に宜しからねは。大小二麥と一樣に。常食に充つべき物に非す。しかし土の肥瘠を論せず。一候七十五日にして實熟し。凶荒の備には甚便宜なる故に。先王天下の國司をして。百姓に勸種せしめ給へば。其後とても。諸國にて蕎麥を種て。凶荒に備へ。二麥の助となせしかと。其頃は蕎麥掻餅。又は蕎麥燒餅に作して。食料に充しにて。今の蕎麥切なとやうの物はなかりしに。鹽尻に。そば切は。甲州にて天目山へ參詣多かりし時。所の民參詣の諸人に食を賣けるに。米麥すくなかりしゆゑ。そばをねりてはたことせし。其後うどんを學びて。今のそば切とはなりし。とあるにて見れは。最初は蕎麥掻餅。或は蕎麥燒餅に製して。旅籠とせしが。後には饂飩にならひて。湯餅と作せしとなり。」嬉遊笑覽云。夷曲集に蕎麥掻出ける座にて。玄旨法印「薄墨につくれる眉のそばがほを。よく〳〵みればみがとなりけり」。昔は麪類をば蒸たり。故に上に引る職人盡歌にもこしきのうへのあつ麥とはいへり。貞德文集に。點心は饅頭。羊肝。蒸麥とあり。蕎麥切は更なり。寛永料理集に。煮へ候ていかきにすくひ。ぬる湯の中へ入。さらりと洗ひ。さていかきに入。にへゆをかけ。ふたをしてさめぬやうに。また水けのなきやうにして出してよし。」また云。風俗文選雲鈴が蕎麥切頌に。伊吹蕎麥天下にかくれなければ。からみ大根又此山を極上とさだむ云々。近頃は慳貪屋の手に落て。所化寮の餓客に。青貝の手桶荷ひこみ。比丘尼宿の大よせに。錫の鉢をするならふ。夫蕎麥大根は君臣佐使の付合なるを。越路に胡椒の粒の折形を備へ。都の方には。山葵畠にてやらるゝこそ本意なけれ。先師翁の云るとあり。蕎麥切俳諧は都の土地に應ぜずとて。一生請合申されずとかや。本朝文鑑二竹堂(支考が作名なるべし)。蕎麥切頌。天晴武士の喰物にして。あま茶の男はかくとも得ざらん。扨こそはせをの翁も。我家の俳諧の都にうつらぬは。そば切の汁のあまさにもしるべし(今に京難波には佳なる蕎麥なし)。風流徒然草。京町の三浦に几帳とて。やんごとなき全盛の女郎有けり。そば切を好みて多く喰けり。客よりの付とゞけは。小袖の外は。皆そば切となりける。それのみか。甘汁は愚痴なりと。江戸汁のみ好み。其外人集めしてくはせける程に。出る時は。半分は。すみのつるがやの拂となりけり。このまれをして今も二三人。そばきりずきの女郎ありけるとぞ云々。【けむどむそば。附けむどむ飯】還魂紙料云。因果經といふ和讃に云「人のものをばほしがるをけんといふなり。人に物をしがるものをどんといふ。けんどんぐちとはこゝぞかし。」こゝに說ところ。大むね法華經に見えたる慳貪の意に當れりとぞ。今の俗嗔恚の强き事にいふは誤にて。慳貪は悋ことなり。されば蕎麥切にもあれ。飯にもあれ盛切て出し。かはりをもすゝめざるをけんどんといふなり。むかし〳〵物語に曰。「寛文辰年(四年なり)けんどん蕎麥切といふ物出來て下々買喰。貴人には喰物なし云々。」是けんどんの初なるべし。」又寛文八年の頃江戸の流行物を集し短歌有。當世はやりもの「肥前本ぶし。やりがんな。人くひ馬に。源五兵衞。——。けいあんや。き船道行。三谷うた。河崎いなり大明神。鎌倉道心。日參や。古作ほとけに。おんすゝめ。いつも絕せぬ觀世音。三谷へ通ふは駄賃馬。八文もりのけんどんや。淺草町はこれ饅頭。」一時の戯文幸に存て。百五十餘年の昔を見るが如し。又酒餅論に「さてめんるゐの長せんぎ。のび〳〵にしてうどんけなり。そばきりたてられいかゞせん。さうめんだうなるをはいや。敵きり麥こそおもしろけれとて。けんどんさうにぞ見えにける」とあり。此草紙の畵風を見れば。萬治の頃の物のやうに思はるれど。前にいふごとく。むかし〳〵物語に。寛文四年けんどん蕎麥切といふ物出來とあれば。酒餅論も寛文中の印本なるべし。むかし〳〵物語に記されしことは大むれ不レ違。」さて又提重と江戸鹿子にあるは。一名を大|||慳貪といふ。麁惡

なる蒔繪をし。又青貝にていさゝか粧ひたるもあり。正德の頃までも流行て。其器は今に存。好事の人。茶簞笥等に用ひて。人の知る所なれば。圖を挨さず。又蒸蕎麪切。かる口男(貞享元年頃印本)。「飢をたすくる旅籠町」弓手も馬手もそば切屋。おはひりあれや殿さまたち。一杯六文かけれなし。むしそば切の根本と聲々によばはれども云々。」(下に觀音のことあり。淺草はたご町なるべし)といふ事見え。又西鶴一代女(貞享三年印本)五の卷。蓮葉女のことをいふ條に「女ながら美食好。鶴屋の饅頭。川口屋のむしそば。小濱屋の藥酒。椀屋の蒲鉾。樗木條の仕出辨當(これは大阪のことをいふなり。辨當屋のことを下に見えたり)。鹿子ばなし(元祿三年印本)。「淺草觀音寺内にて能ありけるとき。中間一人諏訪町あたりにて。蒸籠むしそば切一膳七文とよびけるとき。此男腹もすきければまづよらばやと。入るよりはやく四膳まで喰ひけるが。やすでといふ蟲。蕎麥のなかにあるを見つけ。かやうなる毒人にくはせてもよきかと問ふ。亭主が曰。おもての看板にむしそば切と書つけたり。蟲はありてもくるしからず。此返答し給はゞ代物はとるまじといふ。彼者のいふ。そのぎならば。我らをば油蟲にし給へとて皈つた」(摘意修文)といふ話あり。貞享元祿の比は。蒸たるを好る人多かりしなるべし。今蕎麥切を盛る器に。蒸籠を用る事あるは此餘然歟。慳貪飯。江戸鹿子(貞享四年)。「食見頓。金龍山品川おもだかや。同處かりがね屋。目黑」と竝べ出せり(金龍山は待乳山也)。又國華萬葉記(元祿十年印本)。京三條繩手「茶屋慳貪辨當」とあるもおなじものにて。他處へ持行ゆゑの名なるべし。又元祿曾我物語(元祿十五年印本)六の卷。三谷通ひの路の事をいふ條に「すなはち丸屋へともなひ。まづとりあへず出す盃。けんどんなら茶のわけをたつる云々。」按るに。江戸鹿子に。奈良茶屋を別に出せば。けむどん飯と奈良茶とは異なるべけれど。けんどんといふもの流行て奈良茶にも。その名を負せしならん。吉岡染(正德二年近松作)といふ。淨瑠璃節に「小半切のけんどん酒」とあるも。けんどんの名を假て今いふ居酒のことを戲れて書るなり。貞享の江戸鹿子に見頓の字を當たるは。見る間に頓く調る意なるべし。是却て附會の說歟。延寶の草紙に慳貪と書る物あれば。予は其說を取れり。」按するに。けむどむの事。此外嬉遊笑覽。一話一言等の諸書にも見ゆれと。大同小異なれば。畧して載せす。尙饂飩の條をも通はし見るべし。

【よたかそば】嬉遊笑覽云。夜鷹そば切。其後手打そば切。大平盛。寶曆の頃風鈴蕎麥切品々出るとあれば。風鈴そばと。夜鷹蕎麥とは殊なりとみゆ。思ふに今も御菜籠にて夜そば賣が有。初め夜鷹そばといひしは。このやうの荷にてありしなるべし。狂詩諺解に【風鈴そば】夜たかそばと似て非なるものなり。大平にもり上おきありといへり。これ上に大平盛とあるも。今のしつぽくなるを知るべし(唯大平にもりしはむかしより然り)。銅脈が大平樂府。饂飩蕎麪焚火行とあれば。京師もおなじころ夜そば賣出しとみゆ。昔は夜の煑賣御法度なり。寛文元年辛丑十二月二十三日。先日も如相觸候。町中茶屋煮賣仕候者。並振賣煑賣。夜に入堅商賣仕間敷候云云。寛文十年庚戌七月。日暮六已後より煑賣可爲停止前方相觸候。今程方々有之沙汰とも彌可爲無用事。其の後夜そば賣もありしと見えて。貞享三年十一月晦日。うどん。そば切何によらず火を持ありき商賣仕候儀一切無用可仕候。」按するに。此の後夜商人の禁もゆるみしが。維新後は。夜たかそばといふは來ず。鍋燒うどんと云ふ物之に代りぬ。【種もの】蕎麪の中に品物を入れたるをたれ物と云ふ。天ぷら。南蠻。しつぽく。玉子とぢ。あられ。花まき等やゝ古し。おかめ。月見そば。親子なんばん等は明治以後の品なり。

【二八といふ事】田舍にて手打にするは眞の生蕎麪なれども。蕎麪屋にて作るものは饂飩粉を交へさるはなし。善菴隨筆云。蕎麪は湯に入て烹れば切々になりて。片をなすべからず。因て思ふ。當時二八蕎麪と云て。蕎麪粉二分。饂飩粉八分。八分と二分との調合にするは。饂飩粉を多くして切れざる樣にせしにやあらん(今の人二八といふは。價のことにて。今蕎麪一膳を十六文に賣るゆゑに。二八十六文の義と心得るは誤なり。其頃は未た諸品下直ゆゑ蕎麪の價も十六文にてはあるまじ。還魂紙料に。寛文八年の頃。江戸の流行物を集めし短歌を載て。「八文もりのけんどんや」。又かる口男に(貞享元年印本)。一杯六文かけれなし。蒸そば切。鹿の子はなしに(元祿三年印本)。蒸籠むしそば切。一膳七文とあるにても。當時蕎麪一膳の價十六文にあらさるを知るべし)。かく二八の調合にては。饂飩に近く。蕎麪たる詮なければとて。新に蒸蕎麪といふものを工夫す。其製法は蕎麪粉を冷水にて。よく混合せ。麪棒にて按擀げ。再たび棒に捲て。連に打つこと數遍。熨して薄片となるを。剉して線となし。沸湯に入れて煠上け。冷水にて洗ひ。ふたゝび蒸籠に入れ。蒸して露氣なからしめ。煎和の醬油を以て。大根の絞汁。山葵。海苔等を配して食ふ。西土の河漏はいかゝ製するや。此方の蒸蕎麪とは同からざるやに思はる云々。」蕎麪一蒸籠の價。明治二十二年には家により金壹錢より一錢二三厘なりしが。三十四年には二錢五厘となれり。種そば(天麩羅。しつぽく。あられ)類も。むかしより高價なるは世の勢なり。

【晦日蕎麥】江戸にて晦日の日に蕎麥を喰へば小使錢に困らぬとて。買て食ふ人多し。按するに。蕎麥を買ひたるは。小使錢に困らぬ證據なり。小使錢に乏しくば之れを買ふ事能はざるべし。俗傳は。原因と結果を誤れるならん。又晦日は金錢の出納に深更まで店を開き居れば。商家にて奉公人を犒ひて。之を食はせしが。例となれるなるべし。近年は其の爲に出前多きを憂ひ。多くの蕎麥屋は月末に限り夜分の出前を謝絶する家あり。【引越蕎麥】江戸にては新に移轉し來れる家は。近隣及家主へ蕎麥を配る風習あり。細く長く交際を願ふとの意なりと云へど如何にや。

ソバヨウニム　側用人

側用人。小中村清矩の官職制度沿革史にいふ。御側御用人は又近習出頭役とも稱せり。常に將軍に侍して。老中の上申する所。及び其他の事を親しく上聞し可否を獻議す。又時としては勝手方をも兼れ掌る。樞機を掌るにより頗る顯職とせり。慶長十四年二月。秋元泰朝外二人を補したるを此職の始めとす。爾後常にしも置かず。寛文二年若年寄の中にて兼れしめたる事あり。萬石以上の任なれば。從四位下に叙し或は侍從に任ずるを例とす。綱吉將軍の時松平美濃守(柳澤)の少將に昇りたるは特例なり(柳營勤役錄。役人帳)。按するに。吾妻鏡。太平記等の書に【用人】或は要人に作る。元來事に要する人を指せる稱呼なりしを。後に一職の名となりて。專ら財用を通ずるとを掌り。老中にも亞くべき重職となりぬ。されども勿論才選の職なるが故に。世家譜代の筋ならざるとも。往々登用せられたり。又德川の世には大名。旗本等の家までも。今世の家令の如く總べて專ら財用を管し。雜務を理する職を用人といへり(武家名目抄)。又【西の丸側用人】は家重將軍西城に在りし時。石川總茂を以て之に補し。從四位下に叙したれとも。爾後は缺職となれり(役人帳)。

【側衆】官職制度沿革史にいふ。御側衆は常に將軍に侍し。殿内に交番宿直す。內數名を以て老中の上申する所の公文を讀申し。將軍の裁決を得て公文に附箋するものとす。之を特に【御用御取次】と稱して區別せり。登城前對客日を定て。大名。旗下諸士に接すると御側御用人と同じく。享保以降將軍一世毎に一人を陞せて大名となすを內規とし。此職より若年寄に進むを例とせり。甚だ權勢ありたるものなり。此他を【平御側】と稱す。是亦老中。若年寄退出の後は營中の事に總べて關係するを以て顯職たり。大將の居間の次ぎに曹司あり。又將軍の出行に供奉す。萬石以下譜代の家にて諸番頭を歷たる古老を選みて之を補す。時には萬石以下のこともありき。故に旗下家にて此職に當てらるゝを面目とす。承應十二年九月始めて四員を置く。後年八九員に至る。御用御取次は享保元年より始る。老中の管する所にして。從五位下に叙し職高五千石なり(勤役錄)。按するに。元龜。天正の頃。諸家の記錄に側衆(賀越闘爭記。大友記)。昵近衆(西國發向記。柴田退治記)などにみえたるは。小性近習番など。近侍の人を云へる稱なりしに。豐臣家にて始めて小性衆。伽衆の外に側衆あり(太閤記)。德川幕府に至りては全く近侍の人の長たるものにして。政務の樞機にも關せしに依り。天朝の藏人の如き權勢あるものなりき。【西丸側衆】五人或は六七人。寶永元年家宣繼嗣として。甲府より西城に遷りし時。其家司井上正方を以て之に補せしに始る。從五位下に叙すとあり。

ソミムシヤウライ　蘇民將來

蘇民將來は。護符の一種なり。信州上田在。小縣郡神川村大字國分の國分寺より出す。上田の人飯島雪堂の考に。毎年一月八日同寺藥師の大緣日に。堂前に於て之を鬻く。柳樹を以て六角の塔形に刻し。高さ五六分より。大なるは五六寸に至る。朱と墨とを以て彩色し。大福長者蘇民將來子孫人也の十二字を。一面に二字つゝ分書す。幼兒の腰に下けて厄を除くと稱す。蓋し一の護符なり。

種々形の異りたるものあれども概れ斯のごとし。其の形は又古より種々に遷變し來れりと云ふ。

傳へ云ふ。此事天平創立時代より行はれ。もとは當寺及び三十六坊より出したるを。今は本村内(字國分寺)の舊家に命し。一戸百三十五個を限り造らしめ。一月七日の夜本堂に安して祈禱を修し。家格に準し堂前に店を列ね。之を信者に售る。今に至て年々更ることなし。或は云。本邦佛閣神祠中。蘇民將來を頒つもの三所あり。鹿兒島の某寺。尾州津島神社及當寺是也。他二ケ所は今尙ほ之を出すや否やを知らす。而して六角塔形に刻みたるものは。獨り當寺のみにして。他二所は板彫にして蘇民將來子孫門戶

蘇民將來

と書すと云へり。果して確否を詳にせす(右の圖はうなゐの友より寫せし者なり)。
按するに。和漢三才圖會に。蘇民將來は山城國京都祇園の攝社にして。在二西門北旁一除レ厄神と見え。松下見林の國朝佳節錄に。簠簋内傳を引て。北天竺吉祥天國王午頭天王。日暮過二于廣遠國王巨旦一。乞レ宿。巨旦不レ聽。去レ此一里。有二貧人一。名二蘇民將來一。天王至借レ家。蘇民將來許レ之。其後天王誅二巨旦一。賞二賜蘇民將來一。又備後風土記を引て。素盞嗚尊通二南海神女一時。日暮借二宿于巨旦將來一。不レ許。借二其兄蘇民將來一許レ之。尊大喜欲レ報レ之。後爲二行疫神一。人多死。令下蘇民及子孫帶二茅輪一。稱中曰蘇民將來子孫上。乃免二疫死一。今小簡書曰二蘇民將來子孫一也と。見林の案に。按二國史一。素盞嗚尊行二新羅國一。據レ此言レ之。疑於二新羅國一有二此事一歟」と見えたり(以上佳節錄節畧)。然れとも。簠簋。風土の二書は。後人の假作にして。信を措くに足らす。思ふに。佛典中此事ありて之を素尊に附會するものか。予寡聞にして未た本據を得す。畢竟蘇民將來は印度の神にして疫を祓ふことを司るものなるへし。然して山城祇園の神は素盞嗚尊なれば。兩部習合の說に依りて。本地を午頭天王なりとし。遂に上記二書の說に依りて。其境內に攝社として蘇民將來の祠を置きたるならん。さすれば素尊を祀れる津島神社より。蘇民將來の護符を出すも。亦據あり。只々當寺より之れを出すは何の緣故なるを知らす。若くは境內に午頭天王の祠ありて。此符を出せしもの。轉して當寺より出すことゝ成りしに非るか。而して風土記に。小簡書曰二蘇民將來子孫一也といふもの。應さに當寺護符に出す所の文字と略等しくして。之を佩て厄を追ると云ふは。所謂免二疫死一の義にして。此符の起原頗る古へに在りしを知るへし(備後國風土記は。僞書とは云へ。其時代未勘なれとも。古書なり)。即ち此符を佩るもの。我は是れ蘇民將來の子孫なりと稱して。素尊の約束により。疫死を免かるゝを得んとするの遺意たるへし。又明治維新前迄は。此八日堂市(一月八日の大緣日を八日堂市と稱す)に木綿絲にて結ひたる總角(アゲマキ)を售り。是亦厄除と稱して小兒の腰に佩びしめしか。今は絕たり。若くは備後風土記に所謂帶二茅輪一の遺意ならんかと云へり。

ソムシヤウ

ソムシヤウ　尊稱。我か國の言語には其種類頗る多く。尊稱と共に愛稱謙稱。蔑稱。誇稱あり。三溪按するに【尊稱】は人及び人に屬する事物を尊みて呼ふ法なり。五種あり。
第一。名詞。代名詞の下に或る語を附加して用ふるもの。即ち。殿。樣。公。君。子(シ)。先生。翁。兄。兄イ。姉ェ。氏。子(コ)(女子の名の下に用ふるもの)等なり。而して殿。樣の二語は轉してドン。サン。チャン等となれり。二人稱。三人稱共に用ふ。
第二。名詞の下に附して用ふる書翰語の轉じて獨立の代名詞となれるもの。即ち。陛下。殿下。閣下。貴下。足下等なり。殿。樣の二語も。時として獨立して。尊稱代名詞に用ひられたる事あり。其の他。官名。職名は此の種類の尊稱に代ることあり。即ち。大臣。侯。宗匠。和尚等なり。二人稱にも三人稱にも用ふ。
第三。代名詞に代へて用ひらるゝ者。即ち。關取。棟梁。親方。旦那等なり。是は元身分の名なれども。人に對して用ふる塲合に。假に其の身分にある者として尊稱するなり。故に此項に屬する語は二人稱にのみ用ふ。
第四。特別に作りたる語。即ち。アナタ。ゴゼン。貴君。貴殿。尊君。尊大人。北堂。令閨。玉什。御佩刀(ハカセ)。御着せ長等なり。二人稱のものと三人稱のものとあり。
第五。名詞の上に或る語を附加して用ふるもの。即ち御(オン)。ゴ。ミ。オ。大(オホ)。皇(スメ)。玉。貴。尊等の文字を加ふる者にして。事物を尊稱するにのみ用ふ。
以上の各項の尊稱法。時としては併せ用ひらるゝとあり。即ち大臣殿。旦那樣。アナタ樣。和尚樣の如し。
【愛稱】は尊稱に似て之に異なり。多くは平稱の語の上にオ。又はヲなる語を加へ。又はサマなる語を下に加へて作る。錢をオアシ。飯をオマンマ。團子をオダンゴ。君をワギミ。妻をワギモコ。情人をヌシ。天氣をオテンキサマと云ふが如し。東北地方にては又「子」なる語をも愛稱に用ふるか如し。即ち牛をベコ、。茶碗を茶碗子と云ふも是なるべし。
【誇稱】は自ら誇つて呼ぶ時に用ふ。オレサマ。乃公。乃父等なり。
【謙稱】は人を尊むの權衡上より。自己及自己に屬する物を卑下して呼ぶの法なり。
第一。謙遜卑下の文字を加へて呼ぶ。即ち。愚妻。豚兒。拙者。迂生。粗酒。惡詩等の如し。
第二。特別に作りたる語。即ち妾。ヤツガレ。セガレ。不肖。臣。蜂腰。貧道等の如し。
【蔑稱】は人を蔑視して呼ぶに用ふる二三人稱の語なり。又尊稱の語も慣例上尊むことの程度低き爲め。用ひて無禮に當る語少しとせず。即ち。其方。ソチ。キサマ。足下等の如し。然れども是猶尊稱の內なるべし。眞個の蔑稱は多く一人稱の語を轉じて二人稱となすに依りて成る。例へば。ワレ。オノレ(通例蔑稱にはウヌと用ふ)。テマヘ等の語は一人稱の語なるも。轉じて之を人を呼ぶの語となせば。則ち蔑稱となるなり。オレと云ふ語を蔑稱に轉用せしは。神代に其の例あり。古き事なり。又三人

稱の蔑稱代名詞はキヤツ。アイツ等なり。

凡て人を呼ぶ語は。用ふる人の身分及ひ呼はるゝ人の身分によりて。用捨あり。

第一。云ふ人の長幼に依りて異なり。長者は通常の語を用ふれども。幼者は別の語を用ふ。即ち小兒が。父をオトツチヤンと呼び。母をオツカチヤンと云ひ。他人をオヂサン。オバサン。ネエチヤンと云ひ。自らをボウと云ふ類なり。

第二。呼はるゝ人の長幼に依て異なり。オヂサン。ネエサン。ニイサン。ボツチヤン。ネヽサンの類なり。

第三。言ふ人の貴賤に依て異なり。上等社會に於て。オトウサマ。オカアサマ。ミヅカラ。マロと云ひ。下等社會に於て。オレ。テメエ。アイツ。オツカア。チヤンと云ふ類なり。

第四。對して言ふ人の貴賤に依りて異なり。皇族に對して臣と云ひ。上等社會を呼んで。オボツチヤン。オジヤウサマ。ワカサマ。トノサマ。オクサマ。オヒイサマ。オマヘサマ。ゴゼン。ゴゼンサマなど云ひ。中等社會を呼で。ダンナサマ。ゴシンゾサマ。ゴヰンキヨサマ。ボツチヤン。オジヤウサンと云ひ。下等社會を呼て。ソノハウ。ソチ。アテエ。アニイと云ふの類なり。

第五。言ふ人の職務によりて異なり。例へは。天子は自ら朕と言ひ。親王大臣を卿と言ひ。大臣は本大臣と言ひ。法官。警官は本官。其方。貴樣と言ひ。學生は君。僕と云ひ。壯士は我輩と云ひ。議員は本員と云ひ。僧侶は拙僧と云ひ。武家は拙者。身共。御身。御邊と云ひ。幇間は拙と云ふの類なり。

第六。呼はるゝ人の職務に依りて異なり。此の部類頗る多し。

陛下　天皇。上皇。皇后。皇太后。外國の帝王。

殿下　皇族。

閣下　貴族。高官。外國の大統領。

上樣。公方樣　將軍。

御臺樣　將軍の夫人。

先生　學者。技師。教師。

宗匠　遊技又は遊戯文學の師匠。

師匠　俗曲の師匠及び藝人（女なれば御師匠さんと呼ぶ）。

太夫　遊藝人。幇間。藝をなす鳥獸。

和尚樣。方丈樣　僧侶。

太夫元　座元。興業物の發起人。

番頭さん　商家の手代。風呂番。

番公　料理番。

關取　角力。

棟梁　大工。左官。

親方　職人。日傭取り。角力。俳優。遊び人。

頭　鳶人足。

兄い。兄き　職人。遊び人。

姉御　親方の妻。

若い衆　劇塲。茶屋。妓樓。興行物の雇人。車夫。

旦那　紳士。

ねエさん　茶屋の女中。年長の妓。藝妓。

ばアや　年長の下婢。乳母。

おばさん　妓樓の鴇母。年長の下婢。

おツかさん　藝妓の主婦。

にいさん。おとツさん　藝妓屋の主人（年輩に依て）。

おかみ　茶屋。待合の主婦。

是等の語は現今用ふる語なれども。時々の變遷は今之を調ぶるに由なし。我が國の人代名詞は一人稱をワ。ア。又はオとし。二人稱をナ。三人稱をカ。又はアとし。物代名詞は一人稱をコ。二人稱をソ。三人稱をカ又はアとするが原則なれども。人代名詞は種々の方面より漸次増加して數多くなれり。今之を列記すれば。

【一人稱】ア。ワ。アレ。ワレ。オレ。ミ。」卑下の意より轉ぜるマロ。ヤツガレ。ワラハ。ワタクシ。ワシ。ワタシ。ワチキ。ワツチ。グセイ。ゲセツ。セツシヤ。セツセイ。ウセイ。セウセイ。不肖。臣。妾。奴其他漢語の者。」謗稱より來る乃公。乃夫。オレサマ。」方角より轉ぜるコノハウ。コチ。コツチ。」他種類の人代名詞より轉ぜるミヅカラ。オノレ。テマヘ。ソレガシ。ジブン。」漢語より轉ぜし者にして。卑下の意なき。朕。予。余輩。我が輩。」其の他複數にワレ〳〵。ワナミ。ミドモ。ワレラ。ワタクシドモ。コチトラ等あり（複數の語を單數の塲合に用ふるも亦少からず）。二人稱。三人稱の塲合に於ても。ラ。トモを加ふれば複數となること亦之に同じ。

【二人稱】ナ。ナレ。イマシ。ミマシ。ナンヂ（三溪按するにナンヂはナタチなる複數

ソムシ

より轉して單數となりしなるべし。佛經の訓讀には今も爾等をナンダチと讀ましむ。益々ナンヂと近きを見る也)。」尊敬の意より轉ぜし貴殿。貴公。貴君。尊君。貴下。貴樣。オンミ。オテマヘ。ウシ。先生。大人。雅君。雅兄。兄。卿。公。子其他漢語より轉ぜるもの。」愛稱より來るワコ。ヌシ。サマ。オヌシ。ワギミ。ワドノ。ワゴリヤウ。」方角より轉ぜるオマヘ。アナタ。ソナタ。ソチ。ソコ。ソコモト。ゴヘン。ソノハウ。ソノモト。ソモジ。コチ。コナサン。コナタ。ソサマ。」場所より轉ぜるヘイカ。カクカ。デンカ。ゴゼン。オマヘ。ソクカ。」蔑稱に用ふるオノレ。ワレ。ウヌ。ワイラ。テマヘタチ。テマヘ(是れ等は多く他種類の代名詞を轉したる者にて。オノレ。ウヌ。テマヘは反射稱の人代名詞より轉じたるもの。ワレは一人稱人代名詞より轉ぜるものなり)」。他種類の代名詞より轉ぜるアナタ。ウヌ等なり。而して今は汝と云ふ語は親友の間にも用ふることなくして。オマヘを用ひ。親しからざる人に對しては。アナタを以て通例の二人稱となすに至れり。共に尊稱の性質を備へたる語なり。

【三人稱】カ。カレ。ア。アレ。」場所。方角より轉ぜる上樣。主上。陛下。公方樣。お上。方丈。御館。アナタガタ。令閨。北堂。オマヘサマ。ヤド。ウチノヒト。」蔑視の意ある名詞と結合したる。カヤツ。キヤツ。シヤツ。ソヤツ。ソイツ。ヤツ。アヤツ。アイツ。」他の人稱より轉じたるものオマヘサマ。ゴゼン。陛下。殿下等なり。

總て尊稱には其の人を直ちに指さずして。其場所方角を云つて其人を呼ぶ例あり。即ち陛下。閣下。足下の類なり。是其の語源は呼ぶ人が階の下。殿閣の下。足の下に在て。事を云ふの義より出でたるなり。我が國の代名詞には奇なる例ありて。其語源の意を換へて。人稱を轉じ用ふる時は。尊。蔑。愛の種類をも轉化し了ること多し。

第一。三人稱を二人稱に轉用して。平稱を尊稱と化するもの。即ち。アナタ。

第二。一人稱を二人稱として蔑稱と化するもの。即ち。ワレ。テマヘの類。

第三。反射稱を二人稱として蔑稱と化するもの。即ち。オノレ。ウヌ。テマヘの類。

第四。一人稱の語源より來りて愛稱となるもの。即ち。ワギミ。ワギモ。コチノヒト。コナタの類。

第五。三人稱の語源より來りて愛稱となるもの。即ち。ソモジ。ソモサンの類。

右の如く彌々出でゝ彌々錯綜せり。又古への尊稱の事に付ては大寶の儀制令に記しあり。そは各々天皇。太上天皇。皇后。皇太子。將軍等の部に記し。又婦女の尊稱に付てはチンナノトナへの部に記したれば參看すべし。

【樣と殿】樣とは樣子(ヤウス)。またあり樣などといひて。其物のある形をいふ語也。夫より方向(ムキ)といふ意に使用し。轉して尊稱の語となれり。禁裏樣。公方樣。某樣といふ是れなり。和訓栞に。人を尊稱するに。專ら樣といふは。康富記に禁裏樣と見え。園大曆に公方樣と見えたり。義政將軍の時。制を改め判を押す事に。さきに武家さまを用ひしに。是れより公家樣を用ふとあるに據りたる詞なるべし。されと淸盛のさかえし時に。六波羅樣といひし事。平家物語に見えたり」といへり。また貞丈雜記に。何がし樣の樣。上古にはなき事也。京都將軍時代にも公方樣。等持院殿樣などゝ云は。中頃よりの事なるべし。されど平人に樣を付たる事は舊記に見えず。書札の舊記にも皆殿ばかりにて樣の沙汰なし。道照愚草に云。何殿樣の樣の字の事正得はあるまじき事也。但事によりて書事も有之。樣の字賞翫のやうには候へとも正得なき事也。能々可レ被レ加二分別一云々。用害記に云。當歲御狀に。先御代を何院殿樣と候はで。等持院殿とばかり有之事勿論也。右筆方此分也。私に云。去る人申候し。當御代之御親御所をば。樣と書申事も又可レ有レ之歟云々。如何。なに院殿と。殿もんし書申事。一段と敬まひ申儀也。云々。貞丈按るに。舊記には公方樣とあり。又私樣とあり。上さま下さまと云事も有り。是は直に公方とばかり云ては。さしつけて憚なる故。公方樣といふ也。公方むきと云ふ也。私樣は私むき。上さまは上むき。下さまは下むきと云心也。太平記二十七。左兵衞督欲レ誅二師直一條に。執事樣々の引出物して。猶も殿中樣の事内々承候へとて。齋藤。飯原を歸しけり云々。殿中樣とは殿中向といふ事也。つれ〳〵草云。ある御前さまのふるき女房とあり。御前向と云ふに同し詞也。」永享九年。將軍義教公鎌倉管領持氏を征伐せん爲に。卒をよせ。富士山に上て。駿河に下向せらるゝ時。飛鳥井雅世卿供奉して富士紀行を書れし。其發端の文に。公方樣富士御覽と書れたり。此の頃既に樣の字を用ひたり。應永記に大音揚て申やう。天下無雙の名將大内左京大夫義弘入道そ。われと思んものともは打取て御所樣の御めにかけよと。名乘かけ〳〵戰ける云々。御所樣とは義滿公をさして云也。」鎌倉年中行事。鎌倉御所の事を皆何々樣と書てあり。享德三年に書たる書也。東山殿の代なり。按するに。古來サマといふ語の用かたは。上に引けるが如し。全く人の尊稱となりてよりは。殿といふと同じく用ふれど。公用には殿と書き。私稱には樣と書くが常の法なり。また樣の字の體に楷書をヤウ樣といひ。行書を美樣といひ。草書をヒラ樣といひて。楷書を最も尊稱とせり。德川時代まではこの習はしの如く定まりしが如し。

ソメイロ　染色は。絲類竝に布帛等を染彩する色をいふ。而して通俗に所謂染色術の種類は極めて多しと雖とも。目今行はるゝところを大別すれば三種に過ぎず。(一)塗染法。(二)捺染法。(三)浸染法とす。第一塗染法とは物質の表面より色素を塗着せしむるものにして。彼の象牙或は木具等に着色するは。主に此種類の方法に屬し。織物類に向つて用ひらるゝと極めて稀なり。第二捺染法とは已に織り上けたる布帛の表面に色素を點着するものにして。即ち更紗染法の如きの方法に屬す。第三浸染法とは綿毛絹麻其他織り上げたる物品を。染液中に浸漬して着色するの法にして。一般の織物は此方法に依て染彩せられたるものに非るはなし。昔日の染業家は僅に十餘種の染料藥品を用ひて。祖先傳來の舊法を墨守せしが。輓今泰西より新染料輸入多く非常の進歩を致せり。染料の種類は幾千百種なれど。大別すれば天然染料と人造染料に過ぎず。又【染色】は其名稱より算すれば幾千色あるを知らずと雖。其色素の成分は單に赤。青。黃の三あるのみ。他は皆此三色の混和によつて生ずるものなればなり。然れば即ち色の配合は染料の配合に據ると雖も。又【媒染劑】の異なるに從て染色も同しからされば。媒染劑の配合も又必要なる染料と同額の價値ありと云ふも不可なかるべし。さて【本邦の染色】は往古草木の花葉より液を搾りて染めしが。後世漸々木皮などを以て染め。色を留る事を工夫せり。又古は織部司に染戸の設けあり。染革の法の如きも。高勾麗法を得て。狛部の人其法を子孫に傳へ。漸く精良となれり。横井時冬工業史に云。寧樂朝に至り。染術も亦進歩し。纐纈。﨟纈。夾纈の類何れも精巧を極めき(シボリゾメ參看)。貴族の豪奢は衣食の華美を競ふことゝなり。夾纈﨟纈の外既に延喜の朝に至り。紫(深紫。淺紫)。滅紫(深滅紫。淺滅紫)。緋(深緋。淺緋)。韓紅花。退紅。緑(深緑。中緑。淺緑。青緑)。黃(深黃。淺黃)。藍(深藍。中藍。淺藍。白藍)。縹(深縹。淺縹)。橡(青白橡)。黃櫨。黃丹。蘇芳(深蘇芳。中蘇芳。淺蘇芳)。支子(深支子。淺支子)などの染法を講究して用ゐられしが。其後一條天皇のころより。貴族社會において色目の式行はるゝに從ひ。なほ種々の染色を增加して用ゐるにいたれり。後世染法の衰ふるや。延喜の古染法つひに傳らず。江戸の八代將軍吉宗の時吹上苑に染殿を起し。この法を講究して式内染鑑を著しゝも其後復傳らず。德川氏時代にいたり。織物の進歩に伴うて染色竝に模樣類も大に進歩せしが。染色に用ゐる原料は前期と異ることなく。藍。紅花。茜。紫根。苅安の如きものより。舶來の蘇木類を用ゐしが。また鐵漿。明礬の如き類をも用ゐるにいたれり。染色の原料は所々よりいでしかど。阿波の藍。武藏の紫根。出羽最上の紅花。遠江の茜。丹波の苅安最も名ありき。扨又全國中京師の染物に名を得たるは。天然に良水を得たるのみにあらずして。すでに永祿のころより。唐染。暹羅染。佐羅佐染。紫染。紅染。梅染。茶染。紺屋染。茶屋染。憲法染(吉岡染ともいふ)。などいふが如く。おの〳〵分業したるの結果によれりといふべし。いづれの國にも染色を業とするものありといへども。大抵上品の織物は京師に輸して染むるをつねとせしが。ことに紅染。紫染は京師の特技なりしかば。紅絹の如き裏地に用ゐるものすら。奥州川俣にて織出したる輕目の絹を京師へいだし。染あげたるものを再び諸國へ輸して賣捌きたりといふ。茜染。紫染は京師の近郊山科にてそむるものも亦多かりき。染色の種類より中形。小紋の模樣類は年々新樣のものいでしかど。當時上流に位せし朝臣武家は。一定の服制ありしかば。或は位階により或は色目の古式によりて常に變化なかりしも。一般の人民はこれらの制限なく。隨意に時好の服色模樣を用ゐるとを得たるが故に。流行甚しかりきといふ。憲法染。親和染・堆朱染。伊豫染の類ありといへども。其流行の源は歌舞伎芝居よりいでたるもの多かりき。すなはち千彌染(中村千彌)。傳九郎染(中村傳九郎)。市川家の三升格子。鶴菱繋(俗に暫の中形模樣といふ)。福牡丹の如き類なり。ことに甚しきに至ては手綱染。石疊の如きも。一たび俳優の好みて用ゐるときは。其本名を失ひて手綱染を小六染(嵐小六)といひ。石疊を市松染(佐野川市松)といふにいたれり。【維新後西洋染料の輸入】によりて染色に增加を來たし。かの刺繡の色合が染料輸入前後において。著き大差を生じたるにてもしらる。またこの他染色の增加により。友禪形付染に非常の進歩を與へしが。これら染物の上のみにあらず。染色の增加は織物の色合縞柄等に。種々の變化を來たしたる一源因ともなれり。かの伊勢崎太織の色絲の如き。また從來無地のものとして知られたる羽二重地に縞物を生じたるが如き。織物の上に影響を及ほしたることも亦少からざりき。我邦從來の染料は其種類少く。染法も亦極めて簡易なりしが。輸入染料漸々行はれ來り。つひに是までの染法に大差を生じたるにより。浸染捺染に稍變化を來たしゝが。ことに友禪形付染には至大の變化を及ぼしゝとぞ。この變化を一般に及ぼしたるものは。アニリン竝にアリサリン染料の輸入なりとす。西洋染料の漸く行はるゝや。まづ世間にて用ゐられたるは。染方の簡易にして。而も發色艷麗なるとの。其染代の頗る低廉なるとによれり。されば直接にこの影響を蒙りたるは。紅花。紫根其他數種の染料に過ぎざりしが。其使用法にやゝ熟したるや。ログウード其他の染料をもて。所謂擬紺を染出

しゝより。一時靡然として普通綿織物にまで用ゐられ。つひに疎製濫造の弊害を助長し。我藍の需要をして販路を減少せしめたり。これにつぎて印度藍の輸入明治十九年以來漸次其歩を進め。其輸入額増加し來りしが。これにつぎてログウードエキスの輸入も亦増加し來れり。【西洋化學的染法の傳習】は。明治八年京都府知事槇村正直が墺國博覧會の傳習生中村喜一郎を聘し。染殿(舎密局附屬)を起して。人造染料天然染料の法を傳習せしめたるをもて嚆矢とす。中村喜一郎は墺國博覧會のとき傳習生に選ばれ。獨逸において染法を研究せしといふ。當時我邦に舶來せし人造染料はマゼンタ(紅粉)。ビオレット(紫粉)の外なかりしとぞ。其後同じき十年京都府より稲田勝太郎(絲染)を佛國里昂に遣し。染法を研究せしめられしが。又同じき十三年四月さらに染殿の傳習生三田忠兵衞(更紗形)。高松長四郎(糸染)を選びて。獨逸伯林に遣し。染法を研究せしめらる。いづれも歸朝の後皆織殿に入りて染物の試驗に從事せしが。ことに稲田勝太郎は染業者に生物生絲の石鹼練を傳授せしといふ。これにつゞきて同じき十四年文部省において東京職工學校を設立せられ。化學工藝科中に染工專修の一部を置かれたり。同じき十八年第一回の卒業生をいだしゝより。年々幾多の卒業生をいだし。或は工場に入り。或は傳習所に聘せられて。染法の改良に力を盡したるもの多し。これよりさき明治十五年。京都の染殿は廢せられしが。同じき十九年五月。京都四品共進會、(色染。織物。刺繡。纐纈)。開會中。織物染物に關する有志者にて京都染工傳習所を設立するの議起り。その年九月より開業せしかば。稲田勝太郎。三田忠兵衞。高松長四郎の三人相携へてこの傳習所に入り。講義と實驗とを擔當して大に力を盡されしとぞ。同じき二十年十月九組の染業者。(茶染工。藍染工。絲縒工。絲綛茶染工。紺染工。練物工。絲練工。友禪更紗上代工。紫染工)。聯合して傳習所の經費を負擔することゝなり。一時振ひしといふ。其後同じき二十七年十月。京都市染織學校をたつるに及びて。講習所の建物をはじめ染工器械に至るまで。悉くこれを染織學校に寄附して。同所を閉ざしゝも。染色講習所が明治十九年以來染工を養成したる功は決して染殿に讓るべからず。京都につぎては兩毛地方の桐生。足利の如き。明治十一年ごろより一部の有志者は研究したれども。その一般に染色改良に注意せしは。同じき十八年東京五品共進會によりて感發したるもの多かりき。この結果として。技師の派遣を請願して各所に染色講習所起れり。同じき十九年には群馬縣の桐生。伊勢崎。山梨縣の南北都留郡に染色講習所起り。明る二十年には神奈川縣の八王子に染色講習所起れり。【京都の染物】は。既に前期より分業法行はれ。全國にならぶものなく。精巧堅牢を極めしが。維新後は一層分業法行はれ。今は十二の組合を立つるに至れりとぞ。中にも友禪の如きは。下繪。糊置。地染。友禪染の四種に分れ。一種の染物にてなほ四種の染工を要すといふ。前期の末嘉永五年のころ。西陣の職工伊達彌助(初代)化學を研究して。【天鵞絨友禪】を發明せしが。維新後明治八九年のころ。廣岡伊兵衞西洋染料を用ゐて【友禪型染】を工夫せしより。一層鮮麗のものとなりぬ。ことに記すべきは堀川新三郎が一般に平素用ゐる處の【モスリン友禪】を發明したることなりとす。されども普通の友禪染に關しては。西村惣右衞門が千成組設立の功も亦忘るべからざることにこそ。色染モスリンの輸入するや。鮮麗にして其價の低廉なるより。世の需用多く。年毎に輸入額を増加し來りしかば。明治十年四月京都府下京區梅宮町に於いて廣行社といふ會社を起し。モスリン友禪に類する製造場をたてしものありしが。大阪の人堀川新三郎かれてモスリン友禪の染法を講究して。輸入を防ぐことを志しゝかば。其社に入りて社員となり。力を盡しゝも。一年ならずして解社せりとぞ。其後堀川新三郎一人にて地所を買ひ入れ家屋を改築し。染工使役法を設け自ら染工となり。染法の改良に怠らざりしが。遂に同じき十二年の春始めて寫染法を發明するに至れり。初め緋地に白模樣をいださんとて。神戸二十二番館獨逸商人ショウライスと約し。亞鉛末を買入れ。種々研究の結果。亞鉛末に石灰と澱粉とを混和し。型紙を用ゐ。駒揺を以て板に張りし生地に模樣の筋書を細寫し。又濃淡諸色を媒染と共に澱粉に混和したるものを。同じく型紙を用ゐ。駒揺を以て其上に捺染し。これを蒸氣に通し。筋書のところを白く鮮明に仕揚ぐることを得たり。これを【寫染法の發明】とす。これまでの縮緬の法にては。染液を刷毛に浸して染め分くることゆゑ。工數を費すのみにて其染色も寫染法に劣りしかば。縮緬友禪業の人々もこれをきゝ。其法の傳授を請ひしもの少からざりしが。中にも廣瀨治助。早川久兵衞に傳へしより。一般にこの法を用ゐることゝなれり。今は木綿形付業もすべてこの法に倣へりとぞ。其後東京千住製絨所長井上省三の紹介により。墺國人グスターフ、アドロフを聘し。益々化學的染法を講究せしかば。白川友禪染の名海内にしらる。これよりモスリン友禪大阪。東京。名古屋等に起りしが。ことに大阪の如きはこの業著く發達し。今は一年の産出高四十六萬反にして。其價格貳百七萬圓に達せり。大阪市中に工場を設くるもの三十五ありといへども。岡島千代造の工場に及ぶものなし。モスリン友禪の進歩するや。從て年々モスリン染地の輸入増加し來り。

佛國里昂より輸入するもの丶みにて殆ど五百萬圓に及べり。されば大阪の人松本重太郎等明治二十九年一月毛斯綸紡織株式會社を設立して。今現に其試驗をなしつゝありと。」沿革は畧〻上抄の如くなるが。尙染物につき諸書に散見する所を抄記すべし。【一斤染】とは。紅花大一斤を以て。一匹の絹を染たるを云なり。保元物語に。安藝判官は一斤染絹に。白あほの狩衣と見えたり。【片色】當世片色と云は練の事也。色は何色と限らず。練の地。熨目地。位の宜しきを片色と云也。【加賀梅そめ】加賀國より出る梅染の絹なり。梅染とは梅やしぶと云物にて染る也。赤き色に黃みある色也(梅染。赤梅。黑梅三品あり。梅やしぶにてさつと染たるは梅そめ也。少數を染たるは赤梅也。度々染て黑みあるは黑梅なり)。【かけもえぎ】舊記にあり。今とくさ色なとゝ云類なるべし。宗五一册拔書にかげもえきと申て。こん屋にてそめ候。色々もんをつけてもえぎくろみて染たる小袖にて候とあり。もえぎに黑みあらば。とくさ色の類なり。もえぎ色と云は。春の比木の葉のもえ出る時の色なり。されば萠木色と書也。萠黃色と書はあやまり也。木の字を用へし。又もえき色を【わかみとり】と云。色こくなりたるを【ふか綠】と云也。【かちん色】黑き色を云ふ。古巽國より。褐布と云物渡しけり。其の色黑き色なりし故。黑色をかち色共かつ色とも云。褐の字をかつともかちともよむ故也。褐布は今の羅紗の類にて毛織也。かつともかちとも云を。勝負の勝と云事に取なして。昔は軍陣に。專此色を用ひたりし也。かち色と云を俗にかち色と云也。或說に古播磨國飾磨の里にて。藍をこく染てかち色にしたる染物を出しけり。古歌に「我戀はしかまのかちにあられども。あひそめてこそこさはしらるれ」。とよめるを本として。婚禮には必かちん色を用ると云へり。舊記には軍陣に用る事は見えたれ共。婚禮に用ると云事は見えず。こき色なる故。婚禮に用るも相應なる事なれば用へき事也。されども此の色に限て。必ず用ると云ふ法はなし。【木蘭色】木蘭の花の色を云ふなるべけれど。紫のけはひは無くて。濃き褐色なり。僧の衣服に之を用ふるは。天竺にて木皮の澁にて屢〻染めたる布を裟裟に用ひたるを形どり。我か國にては故らに此色に染めて用ふるとぞ。唐にも之を皂衣と云。其の色黑に似たれば。之を墨染の衣とも一口に云ふなり。【二藍】とは赤色と靑花とにて染るなり。【みどり色】もえぎ色の事也。淺みどりと云は。もえきのうすき也。ふかみどりはもえきの色こきを云。【くれなゐ】は赤き色也。うすくれなゐはもゝ色也。こきくれなゐは紅の色甚こくして黑き程になりたるを云。黑に紛るゝ也。【うすむらさき】藤色也。こむらさきはこき紫也。むらさき色こく黑き程になりたるを云。濃紫と書也。(小紫と書はわろし)。【あけ】赤き色を云。緋の字をあけとよむ也。紅染也。【はなだ色】と云ははな色也。縹色と書也。【うすすみ色】はねずみ色の事也。【眞紅】まことのべにそめと云事也。あかねなとにてべに染の似せ物ある故。ほんの紅染と云事を眞紅と云。【ゆるし色】と云は紅の色を云也。深紅とて紅の色をこく染て黑くなりたるは禁色也。禁色とは平人の着る事を禁制せらるゝ也。其禁色に對して常の紅染をゆるし色と云也。たれも着る事をゆるさるゝ心なり。犬木抄の歌に久安百首有芳門院の安藝「山もせに咲るつゝじはさほひめに。たがぬぎかけしゆるし色そも」と云々。【あさぎ色】に二品あり。淺黃と。淺葱の二色也。先づ淺黃と云は。うす黃色也。無品親王の御袍の色に。是を用らる。黃袍と云は此事也。淺葱と云は。うす靑也。水色とも白襖とも云(襖は靑なり襖は本は裝束の名なれとも中古以來靑の字の代りに用るなり)。葱は。きと云草也。ひともじの事也。ひともしの葉の色は。靑く白みあり。ひともしの葉色のうすきが如くなるゆゑ淺葱と云也。中古以來。淺黃と。淺葱の差別をしらす。取まじへてたゝ一色と思ふ故。裝束の色にも。取違たる說多し。【末濃】羽倉考云。源氏物語に末濃の御几帳と有るを。花鳥餘情に(源語諸抄の中裝束染色等を解したるは。此書より好きはなし)。末濃とは几丁の帷上は白く裔は紫或は紺に染たるなりと云り。物具裝束抄の車の下簾に。蘇芳末濃。靑末濃などあり。車の古圖を見るに。其下簾多くは上を白くし。下を蘇芳靑紫等の色にす。其下の色に從ふて。蘇芳末濃靑末濃など云と見えたり。何も上は白かるべし。但楝末濃と云は。上を楝にして。下を紫にせるなるべしと。是亦花鳥餘情に見えたり。楝は薄紫なれば。濃と云べからざる故なり。又鞦に紫下濃などゝあるは。總を下濃にせるを云べし。又近世の鎧の威しに。裳紺裳紅など云は各別なり。【紫村濃】西宮記以來村濃の名あれども。いまだ之を釋したるを見ず。蓋字の如く深と淺と村に交へたるを云ふべし。紅葉の淺深交はるを和歌に村濃の紅葉と詠じ來り。梨地の厚薄交はるを村梨地と云類にて准知すべし。差繩に紫村濃と云るは。深紫淺紫の絲を村に打交へたるなるべし。女房の裝束に紫村濃と云は。紫匂ひて三つ靑き深淺二つの衣を重ねたるを云よし假字裝束抄に見えたり。最も紫匂ひと云は深きと淺きを重ねたるなり。仍て紫村濃と云。最下の二つに靑きを用ふるは色の取合せばかりなるべし。【菊の打交の差繩】諸の裝束抄に菊といふ紫色なし。菊の下襲とは表白裏蘇芳を云よし逍遙院裝束抄に見えたり。凡表裏を以て名くる色。是を單にする時は。經緯に織交ふる由なり。然らば白と蘇芳を打交たる　の打交と云べき歟。

【萠木匂】女房の衣の萠木匂と云は。上は薄くて。下へ濃く匂ふを云よし。假字裝束抄に見えたり。總て上紅に薄紅を重ねたるを紅匂と云ひ。上紫に薄紫を重ねたるを紫匂と云。此外山吹匂。蘇芳の匂など。皆此に准して深きと淺きを重ぬるを云。假字裝束抄女官飾抄等に見えたり。然れは差縄に萠木匂の打交と云は。萠木と薄萠木を打交たるなるべし。【染分袴】是は一つの袴には非ず。隨身の袴に左と右と色を染分たるを云。是も定まり有て。左近蘇芳なれは。右近朽葉。左近二藍なれば。右近萠木を用ふ。此外の色をば染分と云ず。次將裝束抄桃花蘂葉等に見えたり。但物具裝束抄には。左蘇芳右朽葉を染分と云ひ。左二藍右萠木を儲の色とせり。是は詳に分ちたる者なり(以上羽倉考)。【あをにび】和訓栞云。源氏に見ゆ。青鈍と書り。弄花抄に。花田に青けのまじれるなりと見えたり。胡曹抄に。尼なとの用ふる色也といへり。【麴塵】裝束抄に曰く。或は青色と號す。文桐竹鳳凰。天子の御袍の色なり。」右は古來裝束等の染色なり。【染色の種目】は。數千種算すべからす。中には同色にして。古今流行に依り。數種の異名あり。今普通行はるゝものゝ二三を錄すべし。即ち。青には紺。藍氣鼠。瑠璃紺。空色。千草など。黃には白茶。薄茶。濃茶。こげ茶。玉子色。樺色。ひわ茶。藍みる茶。礪の茶。黃唐茶。千齋茶。鳶色。媚茶。江戶茶。宗傳茶。欝金染など。赤には緋。朱。桃色。トキ色。玉虫色など。黑には生壁色。鼠色。煤竹色。朽葉。檳榔子染。烏羽色。栗色など。綠には青竹色。とくさ色。鶯茶。苅藎染など。紫には似紫。山鳩色。花色など。鈍色には。蒲萄鼠。蝦色。海老茶色。鐵色。鐵お納戶。柹色。薄柹。晒柹。栗梅。澁柹。褐等あり。明治以後西洋の法に依り。アニリン。アリザリン等礦物性の染料を用ひて染む。鑛物にて染めたる者は植物染料の如く色拔をなすこと能はず。西洋染輸入前の緋色即ちモミと稱する者は。年を經るに從ひ。褪めて黃色となれり。當時の童謠に。「昔馴染と紅花染は。色はさめてもきが殘る」とありし。以て證すべし。【京都の染物】は。前抄工業史にも見えれど。三井吳服店花ごろもに其分業を委しく錄せり。京都にて現今行はるゝ分業の種類は左の如し。(一)。練物屋(絲練屋と練物屋との區別ありて。絲練と反物練と其業を分てり)。(二)。諸色染屋(紫染。絲縐。茶染。絲縒との三業に分れ。絹絲の藍染縐絲の色染とを區別せり。(三)。茶染屋(紋付物。模樣もの及び無地物の黑染。又は諸色染をなす)。(四)引染屋(茶染屋の如く浸け染をなさず。全く刷毛のみにて引き染をなす)。(五)。紅染屋(本紅屋と改良紅屋と。板〆屋との三種あり。紅色に屬する一切の染物をなす)。(六)。藍染屋(絹の藍染と金巾の藍染との二業に分れたり。花色。熨斗目色等。裏地の染をなす)。(七)。紺染屋(下染紺屋と。絲縐紺染屋との二種あり。下染屋は黑の下染をなし。絲縐紺屋は縐絲の紺染を爲す)。(八)。張物屋(銀臺張屋は主に花色裏絹の張をなし。普通の張屋は總て染めたるものを張上げるものなり)。(九)。糊置屋(紋付きものゝ糊を置くものを紋糊屋といひ。模樣糊を置くものを模樣糊屋といひ。小紋の白書(シラガキ)を爲すものを白書屋と云)。(十)。友禪屋。(友禪屋の內には。更紗屋。小紋屋。上代屋。錦搨屋。モスリン友禪屋。縮緬友禪屋等ありて。各其業を分ちて營業をなせり)。(十一)。上繪屋(主に紋の上繪を爲す)。(十二)。下繪彩色屋(模樣染物の下繪を畫き。又模樣の細微の處に彩色を施す。總して模樣染の內。友禪染をなさずして。筆にて直ちに模樣をつけるものは。皆此下繪工の手に成るものなり)。(十三)。灰汁附屋(紅紫は勿論。其他淡色物を染むる前には。必ず灰汁附をなす。此灰汁の作り方は其法甚だ六ケ敷ものなり)。(十四)。しみ拔屋(しみを落す處なり)。(十五)。洗ひ物屋。(色拔き又は汚れたるを洗ふ)。(十六)。湯熨斗屋(縮緬類をゆのしする處)。(十七)。晒(サラシ)白屋(木綿類を晒す)。(十八)。艷打(ツヤウチ)屋。(槌にて打ち光澤を出すなり)。此外簇(シンシ)子屋。刷(ハケ)毛屋。型紙屋。纐屋。懸繼(カケツギ)屋に至るまで。皆分れて一戶を立て。各其業を營む。こゝに紋付羽織を新調するものとせば。其手續きは第一練物屋にて練り上げ。第二。紋糊屋にて定紋をつけ。第三。紺染屋にて下染めをなし。第四。再び紋糊屋にて生け紋をなし。第五。茶染屋にて黑染又は好みの染めをなし。第六。張物屋にて張打上げ。第七。上繪屋にて紋の上繪をなす。少くもこの七軒の手を經るにありと。【東京染物】東京の染物は中形更紗。モスリン友禪染。裏地。紺染等なり。主に木綿物の色染めとす。茶染及模樣染の如きものは未だ幼稚にして。精緻の域に達せず。且つ染物の機關備はらず。技術進まず。近時研究の結果白上け模樣の染物の如きは。其手際殆んど京染に劣らずと。しかも其分業の如きは西京の如き連絡を經ず。只た上繪師は從來大名其他紋章に一點一畫を精査する時代に於て。之れが需用に應じたるもの存して其の業を營み。其他特に更紗染等を業とするものあり。

【大阪の染物】はモスリン染。及び手拭染等其重なるものとす。

【流行の染色】嬉遊笑覽に。享保初より天明に至る六十餘歲の人の記なる衣食住記を引て云ふ。男女衣服流行の染色の大畧を錄せば。享保の頃は小袖の仕立丈長からず。丸袖に紙捻張金を入れて。芥子くゝりにしやんと縫立。袖口みる茶。ゆきは短し。染色は黑。とび黑。こび茶。ぎん煤竹などなり。元文の頃丈長く袖少し大く。御服袖口とて針かず少く縫ひ。ゆき長く黑。袖べり色は椰檳子。くり梅。藍みる茶。木

ソメイ

賊色。寶暦の頃。袖口いよ〳〵ふとく。角袖にへり。御納戸茶。身幅狹く。ふきは女のふきの如し。染色は御納戸茶。千歳茶。すゝ竹也。明和の頃より袖口廣く袷の如し。染色ひわ茶。染は瑠璃。紺。藍鼠。花色。安永天明の頃は身幅廣く借着したるが如し。染色ひわ茶。紫。鳶なり。小紋。縞さま〳〵。服の地合等數多なれは。悉く擧がたし。たゞ一二を記す。享保頃小紋花色の櫻。ぼうふり。あられ。輪違ひ。安永。天明の初に又流行る。元文にあふぎや染。上代そめ。豐後絞。市松染。寶暦の頃入子。稻妻。あられ。万字。南京染。さらさ染。明和の頃古手がへし。鹿子。安永。天明青茶小紋。菊多摺。その外織縞さま〳〵。大かた此頃まて郡内。丹後。八丈。上田の類なり。享保には八丈は甚だ少なく。八反がけなどもありしかど。中以下は着ること能はす。たま〳〵あるも黄八丈無地。又は横縞ばかりなりしに。段々はやり出で竪縞格子。とび色黒手。好みに隨ひ。織いだす。昔の菊多摺などは小切も見えず。又裏の色は淺黃。白。萠黃。煤みる茶なりしが。元文頃黑うら。煤竹。寶暦頃。御納戸茶。明和に紅のかくし裏。額うら。安永。天明の頃は初め花色。萠黃色の昔にかへると。又賤の小手卷に「袖口も芥子ぐゝりとていかにも細く括りて。色も淺黃など專ら用ひたりしに。翁が八つ九つの頃より。はや淺黃は廢りて。昔ものとて人は嫌ひたり。寶暦の頃より。又淺黃流行出て。遊人などは專ら用たり。人の心はいかなるものぞ。我ながら計かたし」云々。又女重寶記(元祿九年板)を引いて云ふ。女中の衣裳そめやうは。上がたは昔が今に替るともなく。地赤。地白の縫はく入。緞子繻珍。綸子總がの子。上代風にて。今の世にこれを着れは。屋敷方。田舍風とて京の方にて笑ふとなり。都の風も時世に移り替りて。時々のはやり染も五年か八年の間に皆すたり。中頃の吉長の小色そめ。友禪染の丸つくし。上京八文字屋染の山道。す崎下京染の打だし鹿の子。今見ればはやふるめかしく初心なり。此頃は地茶地白。かたの模樣漸々はやり出たれども。是も又いつしかに廢るべし。時のはやり模樣は大かた歌舞伎より出るなれは。是をこのみ給ふも派手に見えてあしゝ。衣類は上代風の今の目には初心めきたるを着給ふ女中こそ。心も艷にやさしくも思はるゝもの也。云々。松落葉に染色づくしの土佐淨瑠理あり。鶯染といへるは今の鶯茶にや。ゆつり染。との茶。ふたへそめ。かうかき。けんぼ黑。ちや吉なり。紺。瑠璃。まかひ染。染色鹿の子。打出し鹿の子。しぼり鹿のこ。おぼろ染。うき世染。しやむろかう染等見えたり。明治に入りても。染色の流行は時々變化し。明治初年には鶯茶尤も行はれ。其後藍色となり。近年紫色の行はるゝ等一にあらず。二十三年以後に至り。黑色大に行はるゝに至り。男女を通じ。紋付黑色の羽織を常用する傾向となれり。その他一々は省く。

ソリ　轌は。北越地方にて雪中物品及旅客の運搬に供する雪車をいへり。和訓栞云。そり歌に越の旅人そりにのるまでなとよめるは。會津風土記に雪車。雪舟なと書けり。反りたる形ゆゑに名とす。轌を訓すへし。史記に橇に作り。漢書に毳に作る。註に以レ板爲レ之。其狀觸二行泥土一と見ゆ。禹泥行所レ乘ともいへは。古事記にうきじまりそりたゝしてといへるも此にや」とあり。俳諧歲時記云。北越雪譜そもそも此轌といふ物。雪國第一の用具なり。人力を助ること。船と車に同し(形ち輪なき地車の如し。大小定りなく載る物にしたかひて造る。木材は堅木を用ふ)。我國の雪冬は凍らざるゆゑ。轌をつかへは雪に落入て適事ならず。轌は春の雪鐵石のごとく凍たる正二三月の間に用ふべきものなり。其時にいたるを里俗轌道になりしといふ。俳諧の季よせに雪車を冬とするは誤れり。されはとて雪中の物なれは。春の季には似氣なし。古歌に多く冬によめり。實にたがふとも冬として可也云々。山中樵る所の薪を雪車に積み引歸る。或は山に曲りあるは件の如くに縛したる薪の轌に乘り。片足を遊ばして。之にて梶をとる。船を走らすが如し。此術學はずして自然に得る所也。轌を引には必らず歌を謠ふ。これを雪車歌といふ。則樵歌なり。漸くその家にちかつくとき。その妻子その歌を聞て夫の歸るを知り。出迎へたすけて家に至らしむ云々。また藝苑日渉に。秋田人當レ冬作二小坐牀一。拽二氷上一。滑溜如レ箭。俗謂二之速履一。所レ謂凌牀耳」といへるも。亦雪車をいふなるべし。近頃人力車夫冬日橇の免許を受け。旅客運送を業とするもの甚た多し。其橇の形狀小なる屋形船の前後に轅を附したるか如し。其神速頗る愉快なり。

ソロバム　算盤。古の算術に珠算なし。算籌即ち算木を用ひ。圍碁の盤の如き縱橫に罫を引きたる紙の上端に。萬千百十一分厘毛絲の位取をし。左より右橫行に記し。其の位の處に算木を置く。一位の處に二本を置けは二の數を表し。十位の處に三本を置けは三十を表する等の法なり。又盤の右端には。縱行に商。實。法。廉。三乘。四乘。五乘など記せり。又三乘以下を省きて。廉の處を一廉。二廉。三廉。四廉。五廉となし。最後に隅とせしもあり。又之を紙上に記するには。盤なきを以て。左の如き符號を用ふ。

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二十
｜	‖	|||	||||	|||||	⊤	⊤‖	⊤|||	⊤||||	―○	═○

十一　十二　二十六　六十　百　千　万　等にして

六七八九は丄 丄 丄 丄と置く事もあり。そは大數を記すに當りて。斯くせされば混雜の恐あればなり。その數を以て記す時は下の如く記して。十二萬六千三百八十七と讀まるゝなり。又その符號の上に斜に線を引かさるを正數とし。引きたるを負數とせり。卽ち　　は二十と六十の負數を示すなり。

【算顆盤】の始或は毛利重能とす。然れとも元祿三年刻。人倫訓蒙圖彙二。算者條に。十露盤は。吉田七兵衞こしらへしとかや。昔は算木はかりと云へるに據れは。統宗等に因りて創製せしなるべし。洋々社談に云く。今茲明治九年我か邦の教育法を以て米國の博覽會に供す。其の中に算盤あり。西洋諸國我か算盤の不便ならんことを疑ふ者あり。因りて人をして其の術を較せしむ。我か算盤速にして精なること彼の上に出つ。是に於きて米人口を極めてこれを賞讃し。加減乘除の法に至りては。日本算盤に愈れる者無しとす。昔は鳥銃波爾杜瓦爾より傳はりて。明人之を倭銃と稱す。今は算盤支那より起りて。米人呼びて日本算盤と云ふ。其名を得ること喜ふへきに似たりと雖。二の者皆我か邦の發明せし者に非さることを奈何にせん。四庫全書提要は。算盤を以て既に盛に宋に行はれたりとして曰く。珠算之名始見二甄鸞周髀註一。則北齊已有レ之。然所レ說與レ今頗異。梅文鼎謂レ起二於元末明初一。不レ知二宋人三珠戲語已有二算盤珠之說一。則是法盛行二於宋一矣と。三珠戲語は卽走盤珠算盤珠の喩にして。今輟耕錄には走を擂に作れり。其語に曰く。凡納二奴婢一。初來時曰二擂盤珠一。言不レ撥自動一。稍久曰二算盤珠一。言二撥レ之則動一。既久曰二佛頂珠一。言二終日凝然雖レ撥亦不レ動と。佛頂珠とは佛の頂を飾りたる珠を云。擂盤珠とは盤の上を轉する珠を云。此に據れば。算盤は宋末元初より起りしこと明なり。但提要に甄鸞の周髀の註を援きて。珠盤の名は北齊の時に見えたりと云へる者謬なり。周髀の註は予未これを見ざるを得すと雖。待老葊筆記と云へる書に。鸞の數術記遺の註を戴せたり。記遺は漢人徐岳の著せし所にして。其の目は經籍志に見え。舊唐書職官志にも亦算學博士二人爲レ生者二三分其經一。以爲二之業一。其記遺三等亦兼二用之一と云へは。算學家の記遺を倘ふこと既に已に久し。鸞自これに題して北周漢中守前司隸甄鸞註と云へり。然らは鸞は北周の人にして。北齊に非す。珠算の名も亦漢よりこれある也。記遺に。積算太一兩儀三才五行八卦九宮等の算法を論列し。末に珠算を叙して曰く。珠算控二帶四時一。經二緯三才一と。甄其の義を釋して曰く。刻レ板爲二三分一。其上下二分。以停二游珠一。中間一分以定二算位一。位各五珠。上一珠與二下四珠一色別。其上別色之珠當二其下四珠一。珠各當レ一。至二下四珠所レ領。故云レ控二帶四時一。其珠游二於三方之中一。故云レ經二緯三才一也と。此の註に由りてこれを觀れは。珠算の法豈算盤と頗異なりと言ふことを得んや。蓋算盤は珠算より出てゝ。珠算は漢より始まれる者なり。提要は記遺を以て考古尤疎謬なりとしてこれを信せす。故に取らさるのみ。世或は鸞詐りて名を劉洪に託し。此の書を著せしかと疑ふ者あり。縱令鸞をして此の書を著せしむるとも。珠算の名北周より始まれること明なれは。亦以て算盤の支那より起れることを知るに足らん。

ソワリ　楚割。（スハヤリを見よ）

タ之部

タイ　棘鬛魚。普通鯛を用ふ。種類頗る多し。赤きを普通の鯛とす。南嶺子に云く。日本書紀に。海鯽魚（タイ）と云（仲哀卷に出たり）。延喜式に平魚（タイ）とのせたるは。閩書（ミンシヨ）に棘鬛魚にして。今の俗鯛の字を用ゆ。平魚とあるより。たいらうを。又略してたいとよぶ。神代卷に平の字をオモムカスとよませたり。故に獻方の目錄には。たいをおもむきと書く。名によりて祝賀の魚とす。たいらか魚の名まことに齒し。」とあり。三溪按。彦火火出見尊釣鉤を失ひし時。口魚之を含みしこと神代にあり。口魚は鯛の事なりと云傳ふ。今も京都にては黑鯛（クロダイ）をグヂと云ふ。クチメの轉には非ずや。古くより干鯛を祝賀の節の贈物とし。又祝宴の者とす。干鯛。干體（ゴンギリタリ）。干鮫など太くそぎなるを脩物（ツギモノ）と云ふ。さて異名倘あり。【ほひら】伊勢守貞陸記曰女房言葉。たひほひらとあり。日本書紀曰。平此言二毘羅一。【赤女】日本書紀曰赤女鯛魚名也。【赤鯛】日本書紀曰赤女卽赤鯛也。尺素往來曰赤鯛。其他古事記には赤海鯽魚とあり。日向風土記には赤魚抔あり。南嶺子に鯛字をタヒとする誤を說き。久しくあやまり來りし文字を今書改ては。俗に通ぜず。通ぜざれば文字の益なしとあり。【櫻鯛】言塵集曰。あかめは鯛の名なり。櫻鯛は春也。とあり。三十年中の時事新報に鯛の記事あり曰く。【現今の鯛の種類】に屬すべきは「まだひ」。「くろだひ」。「はなことれだひ」。「ひれこだひ」。「くちびだひ」。「へだひ」の六種に過ぎず。尤も其名稱は地方によりて同じからず。「まだひ」は單に「たひ」と呼ばれ。鯛又は棘鬛魚の字を

用ひらる。其大なるを鳴戸鯛と云ひ。幼なるを櫻鯛又は「かすご鯛」といふ。「くらだひ」は「ちぬ」又は「ちん」と云ひ。其幼なるを「かいず」と云ふ。「はなをだひ」には「れんこだひ」。「れんこん」。「ばしろ」。「ばんしろ」。「こだひ」等の名あり。「ひれこだひ」には「ちだひ」「きだひ」の名あり。「くちびだひ」は「ふゑふきだひ」。「へだひ」は「へうだひ」と呼ばるゝ等なり。【形狀】鯛は人の知る如く體扁形にして狹く。色淡紅にして金光を帶び。頗る美し。其大なるは目の下三尺に至る者あり。又黑鯛は其形鯛に肖たれど。齒の數列に生じて且つ强大なると色の銀黑なるとを以て異なり。其大なるは二尺に至る。「はなをだひ」は體高く脊隆起し。頭上より忽ち前方に殺け居れるを以て鼻折鯛の稱あり。大さ尺餘に過ぎず。「ひれこだひ」は色赤き事血の如く。脊鬣に一の長き絲を抽出す。故に血鯛。鰭小鯛などの名を取れり。體は稍々低くして長き方なり。「くちびだい」は體高く吻頭突出し。且つ口內朱色を呈し居れるを以て。笛吹鯛。口火鯛の稱あり。大さ二尺に至る。「へたい」も亦體高くして短かく。淡鼠色にして黃色の小點あり。亦大さ二尺餘に至る。」【産地】鯛は本邦至る所の海に産すれども。總じて溫氣を好む性質なれば多くは南方に産し。特に北海道の如きは。北方にては絕て見る事なく。其南に於けるも尙ほ且つ稀に見る所なりと云ふ。然れども南方に在りても。琉球。小笠原島の近海に至れば。又其跡を絕ち。黑鯛も之と同じく獨り【はなをれだひ】は稍々北方に於て見る事あれども。其他の種類は特に中部以南のみに産するものゝ如しと云ふ。【性質】冬季は外海の沖合に在れども。春季漸く溫暖を催すに從ひ。次第に本州海岸の淺所に來り。遂に內海及び灣內に入りて。夏季炎暑の候には十尋以下の淺所に游泳する者とす。然れども冬季と雖も其最も彼等が棲息に適當なるは。三四十尋の所にして。決して百尋以上の深所に至るをなしといふ。又其性質頗る敏慧にして。寧ろ臆病に近きを以て。常に多少の群を成し。殊に産卵期に及びては其群愈々多くして。淺海に來るの始めは沙泥の海底に食餌を索むれども。産卵期には大抵砂礫ある所に群集し。此所に卵を放産して復た頓て散遊し。冬季に至るに隨ひ漸次深所に向つて去るを例とす。然れども斯の如く夏冬に於て其の居住を移すは。少なくとも三年を經過したる魚即ち二歲以上の魚にして。當歲の者は常に淺所に止まり。越年する者多しと云ふ。産卵期は四五月頃にして。其兒は七月頃一寸程に生長して。十一二月頃には二寸餘となる。之を「かすごだひ」と云ふ。之より成長の度合頗る遲緩にして。六七寸乃至八九寸に至るには。少なくとも三年以上を經過せざるべからず。又鯛は其棲息の場所に由りて色澤形狀を異にし。沙石の底に在る者は瘠疲長形にして色白く。或は黑く肉稍々黃色を帶び。泥底に棲息する者は圓滿にして且つ短く。色も亦赤くして其味ひ最も可なりとなり。「はなをれだひ」は常に六七十尋なる沙泥の海底に棲息し。淺所に至る事なければ。隨て內海又は灣內に入り來る事稀なり。其産卵期は略ぼ鯛と同じく。四五月頃には既に一寸許となり。八月には二寸餘に至る。「ひれこだひ」も「はなをれだひ」と同じく深所に棲息するを常とすれども。稀には灣內に入る事あり。殊に其幼魚は往々內海に於て見る事あり。之に反して「くちびだひ」及び「へだひ」は。多く近海暗礁の蔭に棲息し。決して遠く沖合に游泳する事なし。扨彼等の食餌は多くは介。蝦。章魚。烏賊。蠕蟲。水母の類を主とすれども。「へだひ」は其齒頗る强大なるを以て。能く堅剛なる介殼を嚙み碎き。內なる肉を食するに巧みなり。【鯛の金刀比羅詣】世に鯛の金刀比羅詣と云ふ事あり。其由來を聞くに鯛の交尾期。即ち八十八夜前後に至るや。今迄深所に潛みたる鯛は漸次淺所に向て來り。其四國沖及び九州沖に在るものは。豐後灘。紀州沖に在る者は紀州灘を通過して。孰れも瀨戸內海に進入し。海底に砂礫の多き多度津沖に群集して。海面近くに浮游し。玆に交尾を遂ぐ。左れば其季節には一里四方に亘りて海面赤色に變ず。遠く之を望めば宛然珊瑚礁の湧出したる觀あるより。人之を呼びて。【魚島】又は【鯛島】と云ふとぞ。又此時は鯛漁の最も多き時にして。漁村の賣入夥しきより。人又呼んで【金山】といふとかや。扨この群集の場所は。恰も彼の讃岐の金刀比羅神社に近きを以て。頓て鯛は同神社に參詣する者ならんとの言傳とはなりたるなり。斯て鯛は此處に留まる事。百十日若くは百二十日にして。卵の放産を遂げ。夫より各自思ひ〳〵に散逸する事なるが。其産所は亦必ずしも此瀨戸內に限りたるに非ざれば。勿論海中の鯛悉く此に聚まると云ふ譯にもあらず。凡て溫水にして海底に砂礫ある所は。何れにても鯛の産所として好適當の場所なれば。東京灣の如きも其季節には多くの鯛の集合を認むるよしなり。」【鯛の浦】房州安房郡小湊町なる鯛生寺附近に。鯛の浦と云ふ處あり。昔より鯛の漁業を禁じたれば。此所に棲息する鯛は。好く人に馴れて海岸近くに寄集ひ。人の投與ふる餌を爭ふを常としたるも。近來は禁斷の制漸く弛みて密をり〳〵潮を潛り。鯛を逐ひ退けて其觀今は絕えたりとぞ。」【鯛漁の法】鯛を漁るには。其方法數多あれども。先づ釣には手釣及び延繩あり。網には刺網。曳網。旋網。繰網。建網。桂網等とす。桂網は千葉縣天羽郡小久保。荻生に於て使用せらる。【祝ひ鯛】夷講等には鯛を一對備へて供す

ろ例あり。紙にて尾を飾れり。これは古くより祝ひの贈物に用ふる乾綱に用ひ來りし例なりとす。

ダイカグラ　太神樂は。古今其の物を異にす。【太々神樂】伊勢神宮にて參詣者の委賴を受け祈禱をなすに太々神樂と云ふあり。略して太々と云ふ。安齋隨筆（天明中伊勢貞丈著）に伊勢神宮太々神樂。吉見左京大夫源幸和が倭姬命世記に云。近年は太々神樂等云へる珍しき事を作り出して。金銀を貪り。祈禱をなすと云ふ。元來臣下の祈禱は致すべからざる事なるを。非禮の祈をなす。妄作と云ふべし。（イセジムグウ參看）庶民等は然るゆゑを知らざるより貴賤爭ふて參宮す。今は天下一統の習風となれり。」とあり。其の祈禱の方法は。伊勢參宮名所圖會に云く。他の神社の如く神前にて神樂といふ事なし。御師の宅に神前を構へ。神樂役人を招待して勤む。是れ神樂職の外曾て知る事にあらず。其式兩宮に傳へて舊記に見る事なし。纔に古語拾遺に傳はれりとするのみ。其原は天の岩戸に初まれりといへども。其狀是なりとはいひがたし。何れのころにや。內侍所の御神樂を摸せしともいへり（中略）。今これを太々神樂といふ。」又云く。代神樂は。桑名の近村太夫村より出づる。是を代かぐらといふは。庚申の代待又は代垢離などの同物なるべし」と。今ある滑稽的の太神樂これなり。此の頃より太神樂は神事より轉じて戲曲田樂の類となりしなり。維新の頃までの太神樂の風。親方一人黑羽二重紋付に白足袋絹のパツチを穿き。脇指一本指し。羽織は着せさるが多し。手拭を吉原冠りにしたるもあり。獅子舞一人。正月の獅子舞と其の風異ならず。笛吹きを兼ぬ。道化方一人。縞の衣服又は中形の浴衣などを着。赤き手拭を頰冠にし。太鼓を叩く。荷擔き一人。兩掛に道化躍の面。及び籠鞠の道具など入れ。籠をも荷の上に著けて擔ひ行く。或ひは一人を省きて。相兼勤せる者もあり。人に呼はるゝ時は。親方先づ鞠を投げ。籠鞠の曲を演じ。太鼓を打ち乍ら撥を投げ。傘の上に鞠。茶碗。錢などを載せて回す。又道化方は親方の藝の央ばに道化を行ひて叱られなどするが可笑しきなり。其の狀少しも神事に關係なし。那珂通高氏の考に。太神樂は唐の太平樂より出たるならんとの說（洋々社談二十號）あり。曰。予謂ふ獅子は西域の獸なれば。或は浮圖氏の傳へし所ならむと。後卯花園漫錄を見れば。陳氏樂書を援きて。唐太平樂謂二之五方獅子舞一。獅子獸出於二西南夷天竺獅子國一。綴レ毛爲レ之。各高丈餘。人居二其中一。像二其俛一即馴二抑之一。客二人持レ繩乘レ拂。爲二習弄之狀一。五獅子名形二其方色一。百四十人歌二太平樂一。舞以レ足持レ繩作二崑崙狀一と云ひ。又獅子舞の圖を載て。人これを使ふの體ありと云へば。獅子舞は唐より出てゝ。浮圖氏より始まる者に非ることを知るに足れり云々といへり。此等の說を見れば。其業の唐土より出たる事うたがひなし。嬉遊笑覽云。獅子舞は伊勢の吾鞍川より出るを學びて。諸州に太神樂あり。獅子舞はもと舞樂なるを田樂にとり神事に用ひたり。太神樂とは伊勢に太々神樂といふをあれば。それによりて名付たる歟。また代神樂とも書るは代參り代垢離などの意にやあらむ。」昔々物語に延寶より七十年以前のむかしは。太神樂。御神樂太神樂とて。每日江戶中徘徊しありく有樣。先規式正しくて。まつ先へ鼻高き面をかぶりたるもの。ひたゞれを著。白袴著。御幣さゝげて立。其次に。十四五歲斗の男子を美しく作り。瓔珞をかぶり。長絹を著せ。白袴著。中啓の扇子。右の手に鈴を持。三番目に。麻上下著たる男。箱をもち。四番目に。布衣の裝束を著たる男。其次に。四ッ足附たる大長持。蓋をとりてあふのけにして置き。其次に獅子の頭を直し。中に大太鼓を置。一萬度の御祓。眞中に立。御幣を立。この長持。四人か六人にてかつぐ者ども。皆烏帽子白丁白きくゝり袴を著。囃子方は左右に附き。笛小鼓大太鼓と。ひやうし打合たる時。右の瓔珞冠りたる舞子。神樂舞ふ。序破急のひやうし次第して。誠にしんしんとして感に堪る計也。其內の輿に。人を笑はするため。大太鼓うち。烏帽子を左右へ筋違に冠り。時々ばちを持ちなげなんどする。是を大きなるだうけにして。見物輿に入事にぞ有ける。扨て近年（享保）の江戶中徘徊の太神樂といふは。人柄至極浮氣に見えたる。かぶき者共のごとく。裝束の事は思ひもよらず。大白衣大廣袖など。木綿布子。幅廣の帶。尻の皺なくして。大にだらくの浮氣者ども。大脇指。尤も太鼓小だいこ。笛を吹ども。笛のしやう歌には。小唄ぶしに合て吹。獅子頭はもてども。是をかぶりて。色々の好色の輿に。小唄狂言計にて。獅子を馬にして惡所通ひの狂言などに移し。若き男女の氣をそゝりたつる樣子。下女下男に面白がらする樣に仕組。たは言不道の言葉を盡す。是にて神樂の詮有べきや。神も御悅あるべきや。」とあり。又嬉遊笑覽云。卜養狂歌。伊勢かぐら曲大こをうつ所を繪にかきて。歌よめといふ。「いせだいこかしらをちはやふるだいこ。づでんごんなるつらつきぞかし」六是又寬文頃の詠歌なり。是を大なるだうけにしてと云るに合へり）。訓蒙圖彙に。今勸進の代神樂は舞手の乙女もなく。只鞁太鼓とやうにたゝきたてゝ。太鼓打のつらつき狂人の樣なるをみて嬉しがる。しかのみならず獅子が立て扇の手をつかひ。一谷節で舞最珍敷こと共なり。岡崎女郎といふしゝをどりなれば神慮はいかゞ（天和。貞享の頃は此體になれり）など

いへり。されど寛永より明暦の頃までの畵には皆獨り立にて。頭に獅子をかぶり腹に太鼓つけたるが街を走りありく。初穗とりの男米錢を擔ひて添たるもあり。長持かつがせたる太神樂はみえず。おもふに寛文延寶頃始りしこととはみえたり。事跡合考に。太神樂に伊勢派と尾張派と二派あり。尾張熱田の地にも獅子頭の一種ありて。是も獅子を舞し歩行を。太神樂といふといへり。二代男に。高原のほとりに居て。龍頭をかつぎ熱田大明神のお初穗を申請にあるかしやると見えたれば。獅子まひも有しなるべし。醒睡笑。熱田の事をいふ處。伊勢兩宮の如く禰宜あつまり。秋にむすぼほれ錢をもらふことかまびすしといへり。今の獅子舞は。あやおり。曲鞠。さらまはし。ひらき萬度。何くれと種々みな太神樂が所作となれり。」とあり。

【太神樂の分派】上に記すが如く。何時の頃よりか太神樂は二派に分れて。伊勢派。熱田派となりぬ。熱田派は。即ち今の白丸一事鏡味權之進。大丸事菊田靭負等の一派を指し。又伊勢派は。赤丸一事佐藤齋宮等の一派なり。今其來歷を繹ぬるに。熱田派は元熱田方太神樂と稱し。尾州熱田神社の大宮司。千秋伊勢守の配下に屬する社家の。二男三男ども。太々神樂を略して太神樂と命け。太宮司の許しを得て。寛永四年の頃より。年々正月を期して江戸表に出で。惡魔拂ひと稱へつゝ。諸大名屋敷並に市中に練行き舞歩き。三月頃に至りて始めて歸國するを例としたりき。勿論社家の事なれば。出府の際は寺社奉行の支配を受け。苗字帶刀を許されたり。また伊勢派太神樂は。內宮の支配に屬し。伊勢國阿倉川高の宮大明神の社家の者とも。寛文元年の頃より。年々江戸表に通ひ。同じく獅子をぞ舞はしたりける。

【熱田方太神樂の上覽附江戸移住】斯て寛文九年中。當時の寺社奉行加賀爪甲斐守。小笠原山城守勤役中。吹上の御庭に於て。將軍熱田方太神樂の上覽あり。其頃太神樂の風俗は左の如くなりき。一宮長持に獅子頭三個を飾る。一絲櫻の飾り附きたる小旗二本を樹つ。一黑木綿に砂箔にて松葉をすかし。表著に茜の木綿布子を重ぬ。一絹手綱染の帶を締め。紅の脚袢を穿ち。だんかう廂の冠物を被る。」斯て右上覽以來は。年々御用仰付けられ。殊に山王權現。神田明神の祭禮折々には。先拂ひの神樂を勤むることゝなりたり。之より太神樂は頓て全盛の姿となり。每年數度尾張より通ひ來るは。其煩に堪へずとて。寺社奉行所の許しを受け。江戸に移住して熱田派太神樂組合を設けぬ。その人數は惣て十二名にして。住所姓名は左の如し。

數寄屋町	鏡味權之進	川瀬石町	菊田　靭負
永島町	鏡味助之進	三十間堀	若山長之進

長之進方	若山　左門	南紺屋町	粟田勝之進
上槇町	鏡味作之進	福島町	鏡味　舍人
靭負方	菊田　左近	阿部川町	粟田杢之進
淺草町	鏡味　小膳	小日向水道町	鏡味五太夫

この組合は。年々順番を以て年番役を勤め。組合の規約を定めて嚴重に取締れり。

【伊勢派太神樂】の祖先は佐藤佐右衛門にして。寛文年間より年々江戸に下り居たるが。其後延寶二年。寺社奉行の許しを得て。江戸に移住せり。其頃は佐藤佐右衛門。佐藤源太夫。佐藤內藏之助等の人々なりしが。其後延享の頃に至り。又々出府せし者ありしと見え。同年代に於ける組合人名は左の如し。

江　戸	佐藤丸右衛門	江　戸	佐藤縫之助
江　戸	高橋　忠太夫	江　戸	中島平三郎
房　州	野崎八郎太夫	房　州	館　三太夫
藤　澤	木村　善太夫		

其後縫之助。養子佐藤玄蕃。同男佐藤齋宮。木村善太夫の男木村幸太夫等あり。佐藤齋宮は。同組合の支配頭を勤めたり。【太神樂の古實】寶暦四年七月。時の寺社奉行より。太神樂の古實に付訊問ありける時。太神樂職渡邊文太夫より。左の如く書上けたり。

一私共太神樂勤候節。獅子頭を用ひ申候儀は。神代の地神第四代火酸芹尊。禁裏を守護被成候古實に御座候間諸社の神前にも。非常を禁じ候爲めに。獅子を据ゑ申候。依之於辻町。太神樂相勤め。其所の邪氣を相掃候爲めに相用ひ申候事。

一笛を吹き申候事。天照太神の御時。天鈿女命神樂を奏し。天思兼神天香久山の竹を取り。節中を通じ。氣息を通はし。笛と名附吹申候事。伊弉諾尊の御時。鼓笛旗を以て。謠ひ舞ふて祭と申儀。神代の卷に相見え申候事。

一太鼓はゑつゞみ。小鼓はをとつゞみと申候て神代以來の相傳の仔細に御座候事。

一神代天磐戸神樂の節。弓六張押並べ。弦を鳴し申候由。是を和琴の始と仕候て。總て神事に和琴用ひ申候。末代に罷成。和琴は下々に相用ひ難く御座候故。三味線等を假に用ひ申候事。

一面を用ひ申候儀は。翁の相傳と申事に御座候由。四座の能太夫も。吉田家より翁の面を用ひ候由に御座候。諸社祭禮の節。猿田彥の面を用ひ申候。十二座神樂の節。諸社にて色々の面を相用ひ申候事。

一踊申候儀は。神代うたひ舞ふて祭と申せし遺風に御座候。又色々拍子を取り候儀は。天磐戸神樂の節。木拍子を取り申候由。伊勢十二部の秘書の內。御鎭座本紀。寶基本紀等に相見え申候事。又謠物仕候儀も。催馬樂等の略に御座候事。矛を用申候儀は。太平樂舞の節。太刀鋒を用ひ申候儀に之れあり。十二座神樂の節。相用ひ申候事。鞠を用ひ候儀は。天照大神の。みすまる。うな玉。手玉。足玉抔と申す略に御座候て。總て五調子と申事。鼓笛等の鳴物の儀は。神事本紀に相見え申候事云々。

【太神樂の式法】文化十四年十二月十日。熱田方太神樂組合と。伊勢方太神樂支配頭。雙方協議の上。吉例に依り相會して。太神樂の式法を定めたり。其大略左の如し。

一例年正五九月。時の年番宅に於て。天下泰平五穀豐饒御祈禱興行の事。

一神行の節。淨衣風折烏帽子著用仕候て。御祈禱丹誠抽候事。

一節分。大晦日。六日。十四日竝冬至。有卦。御遷宮。右往昔より仕來り候通。夜分迄神行可致候事。

一小神樂（後に詳なり）の儀は。是迄申合の通可令停止候事。

一素人へ神樂道具。獅子頭竝名前等貸遣候儀。是迄仲間申合の通り。堅く相止可申候事。

是より先き。太神樂は諸大名旗下は勿論。市中にても惡魔拂と唱へ。所望する者益々多くなりまさりて。果は人員に不足を生じたるより。臨時に素人を雇入れ。相當の役を勤めさせ。或は小神樂と唱へ。獅子頭笛太鼓にて。遷宮又は冬至。有卦。節分。大晦日。正月六日。十四日の年越には。夜分迄神樂を勤むる例なりしが。此素人の中に。內々獅子頭を作り。勝手に市中を徘徊する者現はれければ。文政度の規約を設けて嚴重に取締りたるに拘はらず。天保より弘化にかけて。是等犯則者益々多く。之に對する訴訟殆んど絕間なかりしが。嘉永元年十二月に至り。芝田町二丁目の家主林之助外十一名の者。小神樂師の引受人となり職札金と稱して。小神樂一組に付金二分宛を。熱田派。伊勢派の太神樂職に納め。太神樂職より職札を受けて。興行の自由を得せしめしかば。是より小神樂の流行頓に盛大を來したり。

【現時の太神樂】維新改革以來。太神樂は俄然衰頽を來し。所謂組合も亦いつしか解散するの運に逢ひ。今は東京に熱田派白丸一事鏡味權之進。大丸事菊川靱負。伊勢派佐藤齋宮の三名あるのみとなり。其他は地方に移住し。每年一月に東京に出稼するもの多し。又小神樂師は。葛西及び稻毛地方の者多く。每年太神樂職の奥書を得て。郡區役所より鑑札を受け。鑑札一枚に付。何程かの手數料を太神樂師に納むる例なりといふ。【現時太神樂の番組】然るに目下又々流行の端を開き宴會の席に招きて興を添ふる者甚だ多し。左れば其藝術も亦追々に進み行き。和洋折衷の諸藝をさへ加ふに至りぬ。今其番組を見るに。左の如し。

番組

祝　獅　子	水　雲　井　の　曲	り　ん　輪　の　曲
五階茶碗の曲	一つ鞠の手わざ	花　籠　の　曲
鞠　傘　の　曲	道　化　茶碗の曲	西洋ナイフの曲
末　廣　一　萬　度	千　秋　樂	

ダイガグ　大學。又大學校と云ふ。官立と私立とあり。王朝の。大學と國學には博士を置きて。書生を教へ。其の成績好き者を擢でゝ官吏とするなり。（ガククヮ。シケム。ハカセ。クロムロ等を參看すべし）。大日本史に云く。【大學寮】初自二繼體帝時一徵二五經博士於百濟一。更番上下。至二孝德帝時一。有二國博士一。天智帝置二學職頭一。及天武持統朝。卽有二大學寮。及大學博士。音博士。書博士等職一。（日本書紀）。大寶制蓋因レ之。【頭】一人從五位上。掌レ簡二試學生。及釋奠事一。凡學官立二九經一。以教二學生一。周易。尙書。周禮。儀禮。禮記。毛詩。春秋左氏傳各爲二一經一。兼習二孝經。論語一。（令義解）。桓武帝延曆十七年。立二春秋公羊穀梁二傳一。各爲二一經一。教二授學生一。（令集解）。歲終以二博士。助教。講授多少一。爲二考課等級一。（令集解）紀傳。明經。明法。算謂二之四道一。（職原鈔）。【助】一人正六位下。【大允】一人正七位下。【少允】一人從七位上。【大屬】一人從八位上。【少屬】一人從八位下（令義解）。後世助置二權官一。（官職秘鈔。職原鈔）。大學又有二【別當】一。例以二式部少輔一爲レ之（延喜式）。醍醐朱雀以後。常以二親王大臣一補レ之。至二後醍醐帝時一已廢。又有二學館獎學淳和等院別當一。（職原鈔）學館院。嵯峨橘皇后與二其弟右大臣氏公一議建レ之。教二橘氏子弟一。（文德實錄）獎學院。在原朝臣行平所レ建（日本紀略）。淳和院。原淳和帝離宮。教二王子源氏子弟一。（拾芥鈔）二院皆置二別當一。學館院以二橘氏一爲レ之。獎學淳和兩院竝以二源氏公卿第一人一爲レ之（職原鈔）。醍醐帝時。以二獎學院一爲二大學南曹一。（日本紀略）村上帝時。橘好古請以二學館院一隸二大學一爲二別曹一。（日本紀略。西宮記）。淳和院後廢。而別當猶存二空名一。（拾芥鈔）。鳥羽帝時。以二右大臣源雅定一帶二淳和獎學兩院別當一。自レ是久我氏世任二其職一。他氏不レ得レ預焉（職原鈔）。至二弘和三年一。後小松帝以二足利義滿一爲二兩院別當源氏長者一。自後

別當轉歸ニ足利氏ー。然徒存ニ其名ー耳（公卿補任。足利家傳）。

【明經博士】博士一人正六位下。掌下教ニ授經業ー。課中試學生上。（令義解。伊呂波字類鈔。作ニ明經博士ニ）即明經道也。（職原鈔）助教二人正七位下。掌同ニ博士ー。（職原鈔云。近世博士陞ニ五位ー。助教陞ニ六位ニ）。得業生四人（令集解。伊呂波字類鈔）。學生四百人（令義解）。後世淸原氏。中原氏。掌ニ明經之職ー。（職原鈔）

【音博士】二人從七位上。掌ニ音生ー。音生（職原鈔云。近世陞ニ五位ー。書博士亦同）

【書博士】二人從七位上。掌レ教レ書。

【算博士】二人從七位上。（類聚三代格云。貞觀十三年。陞ニ正七位下ー。掌教ニ算術ー。孫子。五曹。九章。海島。六章。綴術。三開重差。周髀。九司。各爲ニ一經ー。以教ニ算生ー。（令義解）。得業生二人。（伊呂波字類鈔）算生三十人。（令義解。令集解云。天平勝寶元年。省爲二十人）史生八人。（延喜式）使部二十人。（延喜式作十人）直丁二人（令義解）。後世三善。小槻二氏。掌ニ其職ー。三善氏主ニ算術ー。小槻氏主ニ會計諸國調賦ー。（官職祕鈔。職原鈔）。

【文章博士】一人。令外官。不レ詳ニ其置在ニ何時ー也。（按續日本紀養老五年。有ニ文章博士從五位上山田御方等四人ー。大寶元年。遣ニ明法博士于六道ー講ニ新令ー。則當時既有ニ此二官ー。而令不レ載。未レ詳ニ其何故ー也）聖武帝天平二年。定爲ニ正七位下ー。嵯峨帝弘仁十二年。陞ニ從五位下ー。（類聚三代格）平城帝大同三年。置ニ【紀傳博士】ー。（河海鈔引ニ格文ニ）仁明帝承和元年。勅停ニ紀傳博士ー。加ニ置文章博士一人ー。（類聚國史。日本紀略）是後文章博士掌ニ紀傳道ニ矣（職原鈔。按。中右記。江家次第。左經記。承和以後。亦有ニ紀傳博士ー。與ニ文章博士ー相竝。職原鈔無レ之。蓋兩道混而爲レ一故也）。文章得業生二人（令集解）。文章生二十人（類聚三代格。令集解）。初天平二年制。簡ニ取雜任及白丁ニ爲ニ文章生ー。弘仁十一年。更取下良家子弟長ニ詩賦ー者上補レ之。其業進者式部覆試。號爲ニ【俊士】ー。俊士翹楚者爲ニ【秀才】ー。置ニ俊士五人ー。秀才二人ー。文和帝天長四年。以ニ課試不ニ便。停ニ俊士ー。復レ舊爲ニ得業生ー。（本朝文粹。伊呂波字類鈔云。文章博士二人號ニ秀才ー。文章得業生二人。文章生十八人號ニ進士ー。）

【明法博士】（按令集解。類聚三代格。謂ニ【律學博士】ー者卽是也。）二人正七位下。令外官。聖武帝神龜五年置（令集解。類聚三代格。職原鈔）。明法得業生二人（伊呂波字類鈔）。明法生十人。孝謙帝卽位歲。增爲ニ二十人ニ（令集解。伊呂波字類鈔）。後世坂上氏。中原氏。世掌ニ明法之職ニ（職原鈔）【直講】三人正七位下。（令集解。按本書有天平二年直講四人。一人文章博士文。據レ此則蓋直講兼ニ文章博士ー也。又按職原鈔。直講近世陞爲ニ六位官ニ）。令外官。平城帝大同三年。減ニ直講博士一人ー。置ニ紀傳博士ー。位同ニ直講ニ（類聚國史。令集解。伊呂波字類鈔。一條帝正曆四年。始置ニ問者生十人ー）以上大日本史職官志に記す所なり。【職務】蒲生氏の職官志に云。大學頭及助。掌下簡ニ試生徒ー及釋ニ奠於先聖先師ニ大學博士及助教掌下教ニ授經業ー課中試生徒上。音博士掌レ教レ音。書博士掌レ教レ書。音博士は明經生に字音を教ふる官なり。

【明治以後の制度】はテイコクダイガク。私立大學はセンモンガクカウ併看せよ。

ダイガクレウ　大學寮。（ダイガクを見よ）。

タイカフ　太閤は。關白を子に讓りたる人の稱なり。貝原氏曰。攝家の御方々關白を他へ御讓りなされしを。前關白と申奉り。御子に讓り給ひしを太閤と稱し奉る也。たとへ一旦他へ御讓りなされて。其後にても前關白の御子關白に成給ふ時は。御父を太閤と稱し奉る事勿論なり。豐臣秀吉公も秀次殿に關白を讓給ひしゆゑ。其世に太閤と申せしを聞つたへて。太閤といへば秀吉と心得るは。大き成僻事也。扨太閤の御餝をおろし給ふを。禪閤と稱じ奉る事勿論也。」また貞丈雜記に。太閤と云は關白の父を云也。法體なれは禪閤と云也。是太閤と號するは宣下ありし也。後照念院殿裝束抄に。太閤拜賀と云事あり。されは宣下ある事を知へし。」といへり。この外多々羅問答などにいへる趣も別義なし。

ダイカム　大寒は。一年二十四節中最寒冷の氣節にして。太陽曆にては一月の五日小寒に入り。一月の二十日大寒に入り。二月五日寒明けて節分（參看）となる。陰曆の頃は年末に當る事多し。燕石襍志に云く。和漢除夜に儺してもて疫鬼を驅といふ。我が俗これを疫おとしといふ。後遂に灾厄の厄とするものは誤れり唐山には立春の日土牛を造りて農事をすゝむ。天朝亦これに傚ふて。大寒の日夜半に陰陽寮土牛童子の像を造りて門口に立つ。延喜式に土偶人十二枚（高さ各二尺）土牛各十二頭と見えたり。その數一年十二箇月を表する歟。土牛は青（東）黄赤（南）白（西）黑（北）也。春夏秋冬東西南北の色に隨ひてこれを立ると也。亦水鏡文武紀に慶雲二年とまうしゝに。世の中こゝち起りて煩ふ人おほかりしかば。追儺といふ事ははじまりしなり。と見え。亦慶雲二年天下疫癘盛にして人民多く失せしかば。土牛をつくり追儺といふ事始れりと。公事根源にも記されたり。吉田の疫塚これその餘波歟。每歲節分の夜。吉田神祇官において庭上に塚を築くこれを疫塚といへり。その塚正月十九日に至りて解去るを淸祓といふ。亦この日山城國八幡の社頭に疫神を祭る。亦この月十六日に伊勢の國度會郡山田の鄕に獅子頭の神事あり。

亦三月十日高尾の法華會。これを安良比花といふ。「やすらひ花と鼓うつ也」と。寂蓮の詠るは是也（この詠草紫野今宮の社司の家にあり）。みな是疫鬼を驅の義にしてなごしの祓に至りて止。なごしは夏越也。七月に至て陽氣衰ふ。故に秋はこれを禳はず。

ダイキヤウ　大饗。貞丈雜記に云く。大饗と云ふことは公家にあり。【大臣の大饗】と云は大臣に任せられたる人。其祝に數多の客人を招きて饗應せらるゝ事を云也。大饗の二字を今世地下の俗語にていはゞ大ぶるまひ也（大饗の時の正客を尊者と云。相伴を垣下と云。かいもととも云ふ）。【二宮大饗】上古には二の宮の大饗とて。年始に中宮。春宮の二所にても大饗の儀式ありしなり。」歲時記栞草に云。公事根源正月二日王卿以下二宮に參りて拜禮ありて饗につくこと也。二宮とは東宮。中宮の御事なり」とあり。【大將饗】も大將になりし人の。人を饗するなり。右三饗の式江家次第に委しく出たり。

ダイキヨクデム　大極殿。だいごくでんと讀む。クワウキウの部に出す。

ダイク　大工は。家屋を建築する技師及職工を總稱す。建具。家具など作るを細工と云ふに區別したる名なるべし。大工の長を棟梁と唱ふ。又番匠と云ふは。年期を定めて都に出で。朝廷に直番する飛驒の工匠を呼びしが。一般に用ふる樣になりしなり。」和漢三才圖會に云く。作二櫃箱匣盒等器物一者名二旋物家一（又云。箱家）。捲二檜杉柀一。而不レ用二鐵釘一。以二櫻皮一緘縫作二器物一者。名二檜物工家一。以二關戾一自能動搖者名二巧機工一（一名細工人）。如二大阪竹田近江掾。江戶。松田。播磨掾一。自鳴鼓。曲節合二於歌舞一。自發弓其的遠二數步一自射レ之。不レ差二正鵠一。而人以爲二奇異一。」とあり。又別に宮大工。車大工。舟大工。橋大工あり。工藝志料に云く。木工は太古よりあり手置帆負命彥狹知命の二神始て尺度の法を起し。分寸尺丈（此の尺度は後世の尺度と異なり而して今推知すべからず）の度を制す。工人皆これを規摸と爲す。而して其の造る所の者は宮殿。宅舍。倉庫。門。垣。橋。船。等なり。神武天皇都を大和の橿原に奠めてより以來。工人或は外邦の製に傚ひ。或は自ら發明する所ありて造る所の者は。高臺。樓閣。殿堂。高門佛寺。巨船。大橋。車。輿。器財等なり。抑本邦の太古の木工の業は。天孫の宮殿を營作するとは。法を天宮に取て一種の建築法なれば措て論ぜず。其の他は唯人々風雨を防ぐに止まり。而して應神天皇の攝津の難波の大隅島に高臺を構立するに至て始めて外邦の建築法に從ふ。天皇又外邦の工人（新羅の工人なり）を攝津の猪名に置き。而して其建築法を採用す。是を猪名部の工人といふ。是に於て外邦の建築法稍開く。雄略天皇內裏に高樓を造營するに及て天皇も亦猪名部の工人を役す。和漢三才圖會に云く。木工猪名部眞根以レ石爲レ質。揮レ斧斲レ材。終日斲レ之不レ誤レ傷レ刃。天皇怪問曰。恒不レ誤レ中レ石耶。答曰竟不レ誤矣。乃喚二集采女一使レ脫二衣裙一。而着犢鼻露所相撲。眞根暫停。仰視而斲。不レ覺誤傷レ刃。天皇忿。使レ刑二於野一。爰有二同伴巧者一歎歌。（萬。あたらしきいなべのたくみ。墨繩に。かなけば誰か掛んよあたらすみなは）。天皇聞二此歌一。以二赦使一赦レ之也。崇峻天皇元年。百濟國寺工太良末。太文賈。古子三人來（夫木。とにかくに物は思はすひたたくみ。打墨繩の只一筋に。人丸）。【飛驒工匠】昔當國多有二工匠一。能造二宮殿寺院一。迄レ今稱二飛驒工一（俗飛驒工者。爲二一人名一誤也）職原鈔大全云。木工寮大工之所レ作。皆掌レ之古飛驒國多二大工一。參二京都一木工頭奉行。曰二之飛驒工一也。工藝志料に云。孝德天皇に至て。始て木工寮を置き。荒田井直比羅夫を以て將作大匠と爲し以て工人を督せしむ。（大古より孝德天皇に至て工人業を世にす。天皇制度を改めてより以來。工人必しも業を以て世にせず。其才伎に長ずる者皆此の業を爲す）。文武天皇に至て朝廷始めて令を制し。木工寮の職制を定め頭。助。允。屬の官員を置き。木作を營構し。及材を採る事を掌らしめ。又工部廿人を置く。工部は雜色白丁を限らず工を知る者を取て以て之に充つ。是を大工といふ。而して皇宮及大佛剎等の造營あるときは別に修理職を置き。大夫亮進屬の官員及工部を置くこと。木工寮の制の如くして而して相共に營作す。修理職及木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し。次に少工次に番匠。次に左官（壁を塗る工人なり）。次に瓦工。次に葺檜皮工。次に飛驒の工匠なり。元明天皇都城を大和の奈良に造營するに及て。木工及佛工の妙手多く此に聚る（奈良木工此に起る）。聖武天皇の時に至て。僧道慈といふ者あり。木工の妙手と稱す。初道慈唐に在て。佛法を求め且造寺の法を學べり。天皇乃道慈に命じて大安寺を造らしむ。造寺の巧是に至て進步す。稱德天皇の時に至て造寺の大工正六位上。輕間連鳥麻呂に外從五位下を授け。寺を造るの功を賞す。本邦に於て大工の五位に叙すること此に始まる（桓武天皇の延曆八年に。造宮の大工正六位上物部建麻呂も亦外從五位下に叙す）。桓武天皇平安城を造營するに及て。多く支那の建築法に從ふ。特に大極殿の建築の如きは悉皆唐樣に擬す。是に於て木工の妙手多く京師に聚る。當時木工を稱して木道といふ（京木工此に起る）。嵯峨天

皇の時に至て。常に修理職を置く。是より後修理職の大少工宮殿及門廡を營作し。木工寮の大少工は高欄。板敷。蔀。格子の如き短小の者を營作す。是に於て修理職と木工寮と官員の職掌及大少工以下の營む所自別を爲す。文德天皇の時に至て。奈良の東大寺の廬遮那佛の大像の頭地に墜つ。工人能くこれを造續する者無し。時に從五位下齋部宿禰文山といふものあり。轆轤の術を究め雲梯の機を構へ。斷頭を引上て大佛の頸を續く。宛も新に造れる如し。時人これを賞歎す。是より後工人の巨材を運轉するの術漸進歩す。後一條天皇の時に至て太政大臣藤原道長意を建築に用ゐ。更に發見する所あり。第宅の制是に至て一變す。（家屋の部に合看すべし）此の際木工及佛工の妙手多く出つ。高倉天皇の時に至て木工物部好國。塗壁工中原在貞といふ者あり。竝に名匠と稱す。時に後白河上皇五十筭を賀す。天下の諸工藝の俊秀の者を召見す。好國。在貞。共に召れて入て實算を賀す。時人稱して名譽と爲す好國。在貞は竝に京都の工人なり。後堀河天皇の時に至て。修理職木工寮竝に衰ふ。而れども當時木工の妙手あり。而して其の最多きは奈良京都に過ぐる無し。而して伊豆。相模。武藏。安房の木工これに次ぐ（飛驒國は固より多く木工を出す然れども飛驒の工人は往古より多く木の子を爲す。木の子或は於賀比幾といふ。方今の木挽職なり。當時に至て尙然り）。其他良工諸國に多し。朝廷衰へて良工の多きは何ぞ。諸國に在る所の守護地頭等の盛に第宅を建築するを以ての故なり。修理職。木工寮衰へて後は大少工の官位に叙する者無し。或は其の間に一二叙する者あるも唯空名を冒すのみ。又葺工。塗壁工。石工等の諸工人は木工に屬せずして各業を營む。（是より先葺塗壁工石工は皆木工に屬せり）。後龜山天皇の時に至て。足利義滿明様の建築の風を雜へ。用て以て第宅を營む。後土御門天皇の時に至て足利義政亦支那様に倣て第宅を營み。意を建築に用る是に於て奈良京都の木工因て力を營作に盡す。其の木工の長は矢倉某池上某といふ者にして。竝に京都の人なり（矢倉氏。池上氏は木工を以て世々足利氏に仕ふ）。木工の業是に至て大に進歩す。而して後天下亂崩に屬し。土木のこと起らさること百有除年なり。木工の業衰ふること甚し。正親町天皇の時に至て織田信長の兵馬の權を執り。始めて大に營作を起す。木工の業是に於て復起る。然れども足利氏の如く其の精巧を欲せず。且其造法を改む。木工因て唯大厦高堂を作るを以て事と爲す。後陽成天皇の時に至て豐臣秀吉海内統一の功を奏す。秀吉攝津の大阪に居る故に良工此に聚る。其建築は織田氏の舊に倣ふ。德川家康豐臣氏に代り大政を奏決してより以來。人或は建築の精にして且密なるを好む（德川氏の第宅の建築は多く足利氏の舊制を用る）。此時に當て大和の奈良に大工中井正次といふ者あり（正次後に京師に住す）。妙巧の名あり。而して特に家康の眷遇を得たり。因て矢倉氏池上氏竝に中井正次の下に屬し。以て皇宮の經營に預る。明正天皇の時に至て德川家康第宅屋舍を造るの制あり。木工能く之を遵守す。是の時に當て江戸の第宅屋舍歲月に增加す。加賀。能登。越中。越後等の木工因て江戸に來りて業を營む者多し。是を加賀大工。能登大工。越中大工。越後大工といふ。是等の工人能く第宅を營作すと云へども而れども奈良。京師の良工に及はず（奈良京師の木工に非ざるも。其の傳を相承せる者は。良工と稱する者無きにあらず。嘉永四年日光山の五重塔の心柱低れて地に就き。塔將に顚倒せんとす。時に幕府の大工棟梁堺内大隅某其根を截ること尺許なり。而して塔全し。頗一奇巧といふべし）。今上に至て庶政皇室に歸す。朝廷乃工部省を置き以て更に名匠を召集す（中井氏等の世襲の者を用ゐず）。朝廷の建築は多く外邦に倣ふ。故に舊法を用ゐること尠し。木工の業是に是て一變す。」とあり。西洋建築術に通曉せる技師漸く增加すと雖も。大工の技に通する者減じ。今の大工は多く職工たるに止り。宮殿の構造等其傳を失ふもの多し。

タイクワ ノ クワクシム　大化革新。我國の制。其古代にありて臣。連。伴造。國造等ありて各〻其土地人民を私有しければ。天皇の威令德化。未だ普及せざる所ありき。是を以て大化革新は第一着に戸籍を作り。田數を校し。從來臣。連。伴造。國造等の私有せる土地人民を收めて公民。公地となし。大夫等に食封を賜ふこととせり。かくて後國郡の區劃をも改定し。驛馬。傳馬の制をも定めて。大に朝野の便宜を謀られたり。中にも鐘匱を朝廷に置き。人民の寃枉を訴へしめられしは。人民にとりて頗る其志を達せしむるの益を得たり。次に班田收授の法とて。全國の民生れて六歲にいたれば。男には二段。女には其の三分の二の田地を與へ。六年ごとに死生を調へてこれを收授せられたり。稱して口分田と云ふ。次に租。庸。調の法を設けらる。租は土地に課するところの稅にして。稻を上納せしめ。調は戸に課するところの稅にして。土產物を上納せしめ。庸は人に課するところの稅にして。年々朝廷の爲に。若干日の勞力に服せしめらる。然れども布帛。米穀を以て之に代へしむるを習とせり。さて官省には中務。式部。治部。民部。兵部。刑部。大藏。宮内の八省に分たれ。百官を置きて政務を伸張し。七色十三階の位冠を定めて。貴賤の等差を立てらる。以上概ね隋唐の制度に倣はせられたるなり。

以上の改革を主として經營せられたるは。當時の皇太子たる中大兄皇子と。內臣たる中臣の鎌足となり。而してこれが手足となりてよく調査を遂げたるは。博士高向玄理。釋僧旻等にして皆隋唐に留學したるの徒なり(日本歷史問答)。

ダイクワム 代官は。もと名代職を稱せり。源義經。兄賴朝の代官たるが如し。德川氏の時。地方の租稅。公事。人別等の事を司る役名にて。勘定奉行の下に屬す。一郡を管理するものを郡司と云。祿高二百俵或は百五十俵。役料不同なり。地方落穗集に。代官參府目見の事。參河より上筋竝奥羽の代官は。參府の節御肴或は鳥目にて目見あり。暇の節も目見するもあり。又老中より申渡さるゝこともありて一定ならず。右何れも時服金子羽織等拜領物あり。越後。信州。遠州。駿州の代官參府の節。御肴鳥目にて目見。暇の節は前々より拜領物なし」などあり。又代官諸入用定の事。山城。大和。攝津。河內。和泉。播磨。近江。美濃。伊勢。參河。駿河。遠江。飛驒。信濃。越前。相模。下總。安房。武藏。常陸。上野。下野。甲斐。陸奥。出羽。伊豆の國々。代官所高五萬石に付。金五百五十兩。米七十人扶持。但し一萬石に付金百十兩。米十四人扶持宛。」備中。備後。丹後。但馬。美作。石見の國々。代官所高五萬石に付。金六百廿兩。米七十人扶持。但し一萬石に付金百廿四兩。米十四人扶持宛。」豐前。豐後。日向。筑前の國々。代官所高五萬石に付。金七百兩。米七十人扶持。但し一萬石に付金百四十兩。米十四人扶持宛。」右の割合を以て一萬石より餘は三萬石分。高三萬石餘より四萬石分。高四萬石餘よりは五萬石分の入用を被下也。」高五萬石餘は一萬石に付。金五十兩。十人扶持の積りを以て。其支配高に應じて入用高を給はるなり。但し五萬石より五萬九千九百石迄は下されず。六萬石よりは右一萬石の入用米金を給はるなり。」一年入用米金二月。七月。十一月に相渡る。但し銀遣ひの場所は入用渡しの節の相場を以て銀にて渡るなり。」代官役儀を免せらるか或は死去の節は。右入用米金月割を以て勤めし月迄の分を給はるなり。依て其心得を以て。諸入用竝に手代給金等を渡すべきなり。」代官命ぜられし時。先代官其年の勘定仕上し上は。其年分の入用を先代官へ給はり。跡代官へは翌年分よりの入用を被レ下なり。」と見えたり。尙勘定奉行。郡代。郡奉行。の條かよはし見るべし。

ダイゲムニム 代言人。(べムゴシを見よ)

タイコ 太鼓は。和樂。唐樂に用ひ。猿樂。里神樂。淨瑠璃等の俗樂に用ゐるのみならず。物の合圖として用ひて軍隊を進退し。時を報じたり。【太鼓の種類】雅樂に用ふる火焰太鼓。俗樂に用ふる大太鼓。〆太鼓。カンカラ太鼓。洋樂に用ふる大太鼓。その他に用ふる陣太鼓。團扇太鼓等あり。カンカラ太鼓及時として〆太鼓は竹を細く削りたる撥にて打つ。其の他は木の太き撥を用ふ。歌舞品目に曰く。凡三種あり。一曰大太鼓(ダダイコ)。教訓抄曰。鼗太鼓。長二丈と。これ朝廷舞御覽。或は大社の舞樂にもこれを用ゆ。立ながら擊つべし。二曰太鼓。尋常用ゆる所のもの。坐してこれを擊つ。一に之を釣太鼓といふ。教訓抄曰。これを中太鼓と云。三曰。荷太鼓(ニナヒダイコ)。道樂の時用ゆる者。其製異なり。左方右方の區別あり。和名抄曰 律書樂圖に云。爾雅大鼓謂之鼖。即建鼓也。音墳 和名於保豆々美と是なり。大日本史に曰く。大太鼓。面徑六尺三寸。金地黑彩。左部畫二三巴文一。右部二巴文。凡鼓畫二巴文一皆準レ之。周緣穿十六孔。各徑二寸。匡長五尺。徑四尺二寸。施二布漆一作レ彩。左赤右青。用二赤白黑布一爲レ索約レ革。以レ木作二外輪一。面雕二雲形一。左畫二雲龍一。右鳳凰。周邊刻二成火形一。施二朱彩一。凡鼓畫二龍鳳一。左右皆準レ此。匡上立レ柄。黑漆長七尺八寸。左揭二日像一。右月像。有二臺架一設レ階。架廣高各三尺。上下施二横木一。上安レ鼓。下貼レ臺。長三尺。皆有二彩色一。臺高三尺。方八尺。如二大鉦鼓臺之製一。欄高一尺二三寸。裝二葱花形十二一。垂二白赤綠流蘇一。施レ幔。左赤右綠。階二段。長四尺。廣二尺七寸。設二手庭上一桴二。黑漆。長一尺三寸。擊者左足在二臺上一。右足在レ階。自鼓二右旁一立擊レ之。擔太鼓(ニナヒダイコ)。面徑二尺七寸。緣穿二十孔一。徑各八分。匡長一尺三寸。徑增五寸。朱地施二花彩一。布索約レ革。棓長八尺。黑漆。設レ鉤懸レ鼓扛レ之。匡上設二火形一。高一尺二三寸。廣一尺七八寸。彫繪如レ上。桴長一尺。奏樂則設二于庭上一。行道則立二於右側一擊レ之。釣太鼓。面徑一尺八寸。金地畫二蹴虎三一。匡長七寸。腹稍大。比面徑增二三寸一。施二朱彩一。革周緣冐レ匡寸許。施レ釘。外輪徑二尺七寸。廣一寸五分。上邊以レ金作二火形一。有二彫畫一。內施レ鉤懸レ鼓。左右內外亦施レ鐶。內者施レ絲約レ鼓。外者挿レ桴。桴長八寸四五分。跗製如二鉦鼓一柱高七寸。正面坐擊レ之。其名器有二羊鼓。音山一。羊鼓徑尺有二九寸一。以二羊皮一張レ之。と見えたり。通常は馬の皮にて張り。下品は。犬の皮にて張るなり。さて【太鼓の譜】は樂家錄曰。凡太鼓。譜の字。書二譜面一者。百之字一字也。而曰二唱之一。則用二圖百二字一。女桴爲レ圖。男桴爲レ百也。註曰。圖唱二圖(ヅム)一。百唱二百(ドウ)字一也。從二其聲響一也。百字訓レ登者。郡名等有二其例一。按するに太鼓の譜は。四拍子なれば。一二三四と記し。八拍子は。一より八までの數を記して。傍に女桴は小圈を施し。男桴は大圈を記す。其他羯鼓。鉦鼓等も皆此例を用ゆるなり。即ち左の如し。」

延早四拍子　一二三四（●百○同加拍子）　四　●圖　一二　●百　●圖　三四　●百

此外類推すへし。【太鼓の奏法】に就きて歌舞品目にいはく【壺】又坪に作る。太鼓の節を斥す辭なり。又外にも通す。體源抄基通高秋の夜

もすがら。やすまず秋風樂を吹けり。人其故を問ければ。答云。未だ其壺に。吹入れれば。吹入まで吹なり。天曙れは吹入つとて。吹止みにけりとみへたり。【揚】樂の地拍子の末に至て。加へ拍子を打そむる所を。斥すの辭。これを拍子を揚るといふ。【加】又地拍子の外に。打ち加ふるを。稱するの名なり。其法はさま〳〵あり。【雌拍子】左手にて。撃ちそむるを云。【雄拍子】雌拍子に連續して。右手にて撃つを云ふ。以上は總て鼓類の奏法に關しいつれにも通ずるの術語なり。而して太鼓の特有に屬するものは。【雄撥。雌撥】。上の雄拍子。雌拍子に同し。尋問抄云。古記云。太鼓法は。雌はちを徵に打て。雄撥を强可レ打なり。」【合撥。片撥】續教訓抄五常樂の條に曰く急上拍子は第二反の始よりこれを上るは。次の説也六千六千の終より。可レ上レ之歟。初段の延たる間は。三㮇□に合撥に打也。中頭の漸く約る間は。初二撥は片撥にて打て。拍子の壺を合撥に打也。舞漸く入て。打て返る程なりぬれは。三撥共に片撥にて打之。【諸撥】尋問抄には。師撥に作るものは假借なりと云。六拍子に加二太鼓一之様。片撥にて。二は打て結句の一を。師撥に加也。又按するに。左右をは。もろと訓するとは。河海抄(藤裏葉)云。伊勢物語眞字本(もろこゑ右左音)とあり。【句撥】體源抄に曰ふ。亂聲新樂はをほのさにゆる〳〵と桴をあて。古樂は今すこし。はやめて諸桴に句桴をあつへし。【小副桴】又抑拍子ともいふ。普通の。雌雄の桴の後に。次の拍子の頭に。又一つ撃て副るを小副桴といふ。樂家錄曰。所謂小副桴者。寡於二右樂一用レ之先如レ常擊二諸桴一而右片桴一柔擊二加之一比。男桴則漸微音也。故謂小副桴又曰㴞之音。へ一小副桴也。唯有下其後片撥拆二革下一異上耳とあり。抑拍子のとは。續教訓抄甘州の條に南宮笛譜云。打間。近代一拍子上レ之。加拍子とあり。又一名待拍子とも云。」また鳥搔(一名鳥之破搔)。結句拍子。志止稱拍子。鹿婁。推拍子。空立。頻拍子。籠拍子。連搔。亂拍子。突拍子。約拍子。鵆拍子。歩拍子。隱拍子。波返千鳥懸。脱拍子。亂聲。大拍子。躍拍子。唐拍子等各々曲に依りて其趣を異にせるを以て。一々之れに特有の名稱を付して其擊鼓法を定めたるなり。

タイコウ　退紅は。中世以後仕丁なとの着る服なり。荒染とも云。地薄紅袖くゝり木綿平打なり。足利義教大將拜賀次第に。退紅仕丁云々とあり。貞丈雜記に。退紅と云もいやしき者の服也。退紅とは桃色に染たる布の狩衣也。それを着る故。退紅と云也。又色赤く少黑みあるもあり。それは眞の退紅にはあらず。退紅も履傘なとを持つ役也。」とあり。明治維新前は儀式上賤者の服として行なはれたりしが。禮服の改定ありしより。此等の服は大概廢せられたり。

ダイコク　大黑は。七福神(參看)の一なり。印度の神なるを。我が大已貴尊と混じて不明となりし點多し。嬉遊笑覽に云。大黑天の事は南海寄歸內法傳(唐義淨撰)に西方諸大寺處咸於食廚柱側或在大庫門前。彫木表形或二尺三尺爲神王。狀坐把金囊卻踞小牀。一脚垂地。每將油拭黑色爲形。號曰莫訶歌羅。即大黑神也。古代相承云是大天之部屬性愛三寶護持。五衆使無損耗求者稱情。但至食時廚家每薦香火所有飲食隨列於前。云々これにてこゝに祭る大黑神と異なる樣なるを知べし。大已貴命を大國主神とも申すを。大こくと稱し。牽合したりとかや。この神袋を負給へる事。また鼠の仕へまつりしなど古事記に出たり。天野氏云。大黑天神は頭に帽を冠り。右手槌印。左手囊を執。袋にあらず。荷葉に乘しむともいへり。三面大黑は聖寶藏神經に。寶藏神身黃色。二臂三頭。頂戴二寶冠一云々。右手持二海甘子一。左手持二鼠囊一とあり。鼠囊なといふは似かよひたれど。全體相違せり。殊に黃色なるをいかでか大黑とはいふべき。禁中行事にも。十月子祭は。大黑天神を祭り。黑豆飯を供へらるゝとなり。また【橋板にて大黑の像をつくる】といふ事。むかしより有り。堀河百首題狂歌(如竹)「橋板で作り奉る大黑や。ふくとく〳〵とわたすなるらん」。又(讀人不知)「大黑のけふもとりもつ子の日かな。二葉の松を大根にして。」(二股の大根を供する事もゝとより有しなり)。獲緘輪。「橋でふまれて後に大黑」と云ふ付句あり。又古き川柳點に「橋大工どれをくれても三枚め」。歲時記栞草に云く。【子祭子燈心】(大黑の祭なり)。【紀事】凡商賈此月の子の日。子の時に之を祭る。蓋賣買の間その利を取るを鼠の子の蕃息に比せんと欲するなり。子に供する所の膳食品每に大豆を加ふ。又二股大根を供す。大豆は鼠の好む食なり。兩股大根は俗福來と稱す。【子燈心】和漢三才圖會。每十一月子の日これを貯はふ。いまたその據をしらす」とあり。

ダイコクマヒ　大黑舞とは。每歲正月に至れば異形の扮裝にて。人の門戶に謠ひ舞ひ。以て米錢を乞ふ一種の乞丐者を云なり。嬉遊笑覽に。大黑舞は半井卜養千句布袋も笛をふくや。秋風身にしみて。大黑舞をみまいなふ。滑稽雜談に是も悲田寺四のヶ所恒外の類。大黑天の姿を模し。面をかぶり頭巾を着て民間の門々に歌ひ舞ふ。年々嘉祝の詞を以て新作して唄ふ。故に此唱歌をも大黑舞といふといへり。按するに大黑舞は左義長より起る。海音が淨るりに傾城との起りより。大黑舞の鳥追のと。世上のさたにものつたればといへるをみれば。其時ありし世間の

事を作り唄ひたりとみゆ。歌舞伎事始に大阪の芝居の事をいひて。又正月に至て大黑舞と云ものを兩人出てまふ。本是美濃國より出る民家にて春のことぶきをなす。これをうたふといへり（美濃國大垣の人語りけるは。我國に舞まひと稱する者あり。常には農人なり。正。五。九月には札を配り歩行て米錢を乞ふ。其札暦日のとを少々しるしてあり。正月は肩衣を着大小の刀をさし。家の庭に立て其年の大小の月の數吉凶などのとを云てありく。是を又さんばやしとも呼となむ。歌舞伎事始に云へる者是にや。又乞食を學で出るものありしとみえて。世間胸算用に隣には舞まひ住みけるが。元日より大黑舞に商賣を替ければ。五文の面張貫の槌ひとつにて。正月中は口過すれば。此えぼしひたゝれ大口はいらぬものとて。二匁七分の質に置てゆるりと年を越ける。梅津の長者の畫卷物に。大黑が舞ふ處の詞に一に俵をふまへ云々。夷曲集の序に大黑の能を聞に。一に俵をふまへ。二ににつこと笑ひ。三に三界の福壽を袋一はいにいれ云々。雅筵醉狂集大黑の扇をもちて。米五俵ふまへたる處の繪「ふくろより扇めづらし米俵。五ッいつもの圖にはかはりて」（大黑舞に五ッいつもの如くとある故なり）。其蹟が賢女心粧京師河東裏借屋のことをいふ處。夫は粟島大明神のお影で過れば。女はおふくの面をかけて大黑舞に出て。女夫ゆるりと暮せば云々。江戸にはたまく夷大黑をまれして來る乞丐あれども。定りたる時はなし。定りてあるは吉原町へ正月六日より。大よそ二月初迄も大黑舞とて非人來て種々の物眞似をなす。大黑舞はかた計にて多は芝居狂言のまれをなす。これも近世始りたる事なり」と云るにて知るべし。

ダイコム　蘿蔔はおほね又すゞしろと云ふ古之を生の儲食膳に供して香の物とせり（カウノモノ參看）。今も之を藥味とし。又漬けて用ふ。俗間大根を細くきざみて。汁の身なとにするものを。千六本とよへり。如蘭社話村岡良弼の說に。せんろつぽんは。纎蘿蔔（センロフ）の轉訛なるべしといへり。其言に和名抄に。爾雅注曰。蘆根白而可レ食レ之。和名於保禰。俗用二大根二字一。又菜菔（兼名苑）。蘆菔（本草）。蘿菔（食經）。〻蘿蔔（證類本草。醫心方）とも書る由みえて。於保禰は菜蔬中に尤根の太き故の名とぞ聞えたる。其を細く剪たるを俗にせんろつぽんといへるは。纎蘿蔔を謬り呼へるなるべし。纎蘿蔔は庭訓往來下學集に出づ。」といへり。

タイシ　大史。（ダジヤウクワムを見よ）

タイシヤ　大赦は。朝廷の吉凶ある時。又は功德或は菩提の爲め。囚人の罪を宥恕して無罪となし。又は減刑するとなり。古法に三種あり。金玉掌中抄に云く。【常赦】は大辟以下咸皆赦除。但八虐故殺人。常赦所レ不レ免者不レ在二赦限一。【大赦】は大辟以下八虐故殺人等咸皆赦除。但常赦所レ不レ免者不レ在二赦限一。【非常赦】は大辟以下八虐故殺人私鑄錢。常赦所レ不レ赦者皆咸除とあり。非常赦は有らゆる罪人を解放するなり。夕拜備急至要抄に云く。非常赦。天下重事の時被レ行レ之。云々。職事仰詞。仁安三。入道前太政大臣痾患屢冒。殊有二思食趣一。天下可二大赦一。但觸二神社訴一輩非二赦限一。調庸年限可レ免二以往五年内一之由。宜レ作二詔書一。嘉應。禪定仙院被レ修二作善一。爲レ增二彼惠業一宜レ行二非常赦一。任二永久二年例一。令レ作二詔書一。此次仰云。詔書施行以前。可レ免二獄囚一。寛喜依二天變竝諸國異損一。可レ被レ行二非常赦一。依二某年例一。令レ作二進詔書一。」又【原免】と云ふ事あり。輕罪を全免するとなり。同書に云。免者。仰詞。依二某事一輕犯囚令二原免一。或爲二御菩提一如レ此仰レ之。今日當二後嵯峨院聖忌一爲レ增二進功德一。輕犯囚令二原免一ヨとあり。又【特赦】は古今内外とも君主の特權に屬し。勅に依て罪を宥さるゝ例多く。我國にては文學を重じ。歌を詠して罪を宥されし者頗多し。三溪按するに。雄略天皇葛城山に田し給ふ時。野猪來りて天皇を噬まんとす。舍人怖れて遁る。天皇躬ら猪を殺し。後舍人を詰めて之を斬らんとし給ふ。舍人刑に臨みて歌を詠ず。皇后聞て哀れみ。天皇に請ふて之を宥給ふ。是史に見えたる最古き例なり。又罪を悔いて佛門に入る者は。之を宥すこと王朝の末より盛なり。德川氏の時に至ても。之に似たるあり。人を殺せし者も虛無僧寺に投する時は。官之を捕ふるとなく。又罪を以て死に當る者も。鄕黨之を憐みて。奉行に命乞ひをなし。聽かれさる時は。將軍信仰の高僧に願ふに。將軍に請ふことを以てす。人民も漫りに高僧を利用せさりしは勿論なるが。此の手續を用ふれは。常に將軍の容るゝ所となりて目的を遂げ得たりしなり。明治元年天皇御元服に付大赦ありしも。朝敵は此恩に入るを得ざりき。凡て古は國事犯は大赦の恩に浴せさりしが。明治以後は國事犯第一に大赦を被るとなりたるは。今古反對なり。明治十三年。刑法を定め。天皇は加減例。不論罪。竝減輕の法を定められしが。同二十二年二月憲法制定せられて大赦。特赦。減刑及復權を命すとあり。此發布の盛典に當り。惠澤を施さんか爲。天皇は勅令第十二號を以て大赦を行ひ。本令發布前に犯したる破廉耻以外の罪。即ち國事犯以下。保安條例。集會條例。出版條例。新聞紙條例等に違反し。政府に反對したる犯罪は。悉く免せられたり。但罰金科料及ひ沒收物は之を返付せず。又英照皇太后の喪に當り。三十年一月十九日勅令第十七號を以て減刑令を發せられ。各種の

犯罪者の死刑に該る者を無期徒刑又は無期流刑とし。無期徒流刑に該る者を有期十五年とし。有期の刑に該る者は各々其の刑期四分一を減す。又同第八號を以て大赦令を發せられ。臺灣人民の破廉恥以外の罪を犯したる者は。悉く之を免す。明治以後大赦ありしこと。以上三回なり。

タイシヤウ 大將。（シヤウグム。コノヱフを見よ）

タイジヤウヱ 大嘗會は。もと新嘗會と同し事にてオホニヘ。又オホムベ。オホナメなといへり。にへは新饗の略なり。委しく新嘗祭の條にいふべし。後世大嘗は御一代一度の大祭と稱し。新嘗とは年々新稻を供へて神祇を祭らるゝに稱するなり。大嘗會には費用を要するを以て。之が費用を獻ずる國郡を定めて之に課す。其國郡は太政官廳にてトひ定むるなり。天武帝五年十一月始て大嘗會を行ふ。此の頃は齋忌（ユキスキ）の國を何道とも定めずしてト定せしが。仁和三年以後は悠紀を近江國。主基を丹波。播磨又は備中國と定め。近江は唯々其の郡のみをト定す。郡は各國各々二郡あり。二郡より方物を獻じ。兩國の國司出でゝ各々悠紀と主基との神宮に關する費用を供奉し。各々その標山を市中に引回して太政官廳の門前に立て。各々帳を張りて酒食を供へ。祭了りて翌日是にて群臣を宴する也。其式江家次第にも見ゆれど。群書類從中の永和大嘗會紀。永享大嘗會記など。善く記して明瞭なり。又近頃の物なれども。大嘗會便蒙といふに。大嘗會と云は。其年の新穀を天子みづから天下の諸神へ供し給ふの儀也。諸神悉に嘗給ふがゆゑに大嘗といふ。又新嘗ともいふ（中略）。昔は大嘗と云。又新嘗とも云て。さして差別も見えず。それより後大寶元年の令に至りては。すべて大嘗と云て。其中に毎年行はるゝは事小にして。御一世に一度づゝ行はるゝは大にして。共に新嘗とはいはざりし。令より後の國史。貞觀延喜等の事に至りては。御一世に一度充の事大なる計を大嘗と云て。毎年のは新嘗といひ別る事になりて。今の世までもかくのごとし。偖新嘗の御卽位。七月以前なれば其年に大嘗會を行はれ。八月以後なれば翌年に行なはるゝ定にて。後花園の院永享二年庚戌までは行はれ來りしを。後土御門の院の御世のはしめ。兵亂の半なりしに依て行はれず。それより中絶して中間二百五十六年を經て。東山院貞享四年丁卯に至りて再興せらる。しかるに先帝中御門院の御世の初。又故ありて行はれず。當今も享保二十年乙卯十一月に御卽位有たれは。翌元文元年丙辰に行はるべき例なれとも。行はれがたき事ありて延られたる內。二年丁巳は諒闇たりしに依て。ことし戊午貞享より中間五十一年にして復再興せらる。抑貞觀延喜の頃に行はれたる大嘗會は。其儀式廣大にして。今の世にまなび出へくも非ず。江家次第なとにのせたる所と。貞享に行はれしと。ことしの儀式とは大方同し事也。但今年の儀は江家次第よりは略にして。貞享よりは少し嚴なり。元文四己未年十一月といへるごとくなり。さて應永。永享頃御式のかど／＼は。凡下に擧るが如し。應永廿二年四月廿八日乙未大嘗會悠紀主基の國郡をト定す（皇年代略記）。八月十九日甲申。大嘗會荒見河祓及び齋塲を定む（兼宣記）。九月大嘗會拔穗使を發す（續愚兼宣記を引）。應永二十二年十一月二十一日乙卯。大嘗會（經嗣記。益直記。紹運錄。皇年代略記）。十一月二十二日丙辰悠紀節會（經嗣記）。十一月二十三日丁巳主基節會（經嗣記）。十二月二十七日辛卯。大嘗會。女叙位（續愚執筆抄を引）。永享二年三月二十四日甲子。大嘗會奏事始（彰考館本薩戒記目錄）。四月二十三日癸巳。大嘗會悠紀主基の國郡をト定す（薩戒記。皇年代略記。師鄕記）。五月十二日辛亥。大嘗會行事所始。及び日時定（師鄕記）。八月三十日戊戌。悠紀大祓（師鄕記）。十一月十八日乙卯。大嘗會（椿葉記。看聞日記。師鄕記。永享大嘗會記。公卿補任）。十一月十九日丙辰。悠紀節會（看聞日記。師鄕記）。十一月二十日丁巳。主基節會。神樂を清暑堂に奏す（看聞日記。師鄕記）。十一月二十五日壬戌。大嘗會解齋及び大祓（師鄕記）。十二月二十七日癸亥。大嘗會女叙位（看聞日記。薩戒記。別記）。按するに上に云ごとく。右永享二年まで行はれしなり。これより中絶して。貞享四年より再興せられし事。德川氏記錄に見えたるを下に擧ぐべし。」按貞享四丁卯年十一月十六日。大嘗會御再興。東山院御宇。今年中絶の大嘗會を御再興あり（本朝紹運續錄）。元文三戊午年十一月。大嘗會御再興（復修）。櫻町院御宇。今年十一月十八日より二十三日まで中絶の大嘗會を行はる（紹運續錄を按するに。東山院貞享四年十一月十六日大嘗會。其前後水尾帝其後中御門帝に無之。櫻町院元文三年十一月十九日是を行はれ。是より御代々遂す（政化間記）」〇寛保元辛酉年十一月。新嘗會。御再興。同御宇。今年十一月より新嘗會御再興あり（本朝紹運續錄。按に大嘗會御再興は一時既に其例を啓き。接て紹續あるべきを。不行して遷延五十餘年間に及び。復た御發興ありし事故は諸書に一斑を散記して統說を得ず。故に先づ要領を取て條擧し。而して左の書を錄し。其由來顚末を詳示す。新嘗會の說また其中にあり）。〇文政二戊卯年三月。大嘗會御祝儀に付。御赦。京町住居に而。犯罪の次第に寄。洛中洛外或は居町町拂等に可成もの七人。大嘗會に付何れも門前拂（按に。大嘗會の赦は是より以前。明和の頃より始る者歟。然れども其實際施行

タイシ

あると否とは。又時宜に隨て評決するものに似たり。旣に此回の赦を行はんとして。主務の吏員識問の一書あり。左に錄して參考に供す」」文政二己卯年。紀伊守殿。青木郷助を以御渡。明和元申十一月。天明七未十一月。右大甞會之節。京都町奉行より差越候赦之もの伺。評定所一座へ下り候哉。於當地も赦有之候哉之事。回答。大甞會に付京都町奉行御赦伺帳之內。無宿源次郎御免有無評議書。別紙之通。寛政三亥年御渡被成候書留有之候（此留帳を按するに。京都町奉行より源次郎の罪狀を具申せしに。此者は這回の輕赦には容れ難き旨。評定所に於て決定す）。右御赦帳は返上に相成。寫者相見不申候。明和元申年之儀は。同九辰年評定所類燒に付。書留無御座候。評定所一座（御赦留帳）。」嘉永元戊申年十一月廿四日。大甞會に付鳴鐘禁止其外觸書。大甞會被行候に付。來る廿九日御讃之日より。到十二月朔日。朝御神事に候間。寺々鐘鉦之音停止たるへく事。其限。東方東山邊迄。南方四條邊迄。四方千本邊迄。北方町はつれ迄。右之通候尤諸法事執行候共。穩便に可相愼事。」御築地之內。僧尼竝法體之輩往還可爲停止事。但其形俗體に拵候而。穩便に往還之者は不苦候事。右之通當月二十九日より來十二月朔日迄。堅停止之旨。洛中洛外へ可相觸もの也。十一月廿四日。」御神事中に。寺々は勿論。鐘鉦打候儀堅停止候得共。千本屋敷早鐘撞候儀。御神事中に候得共。佛事類とは違ひ。出火之節平日之通り無構鐘撞候。乍然寺々に而早鐘撞候儀者堅停止に候間。此旨心得違無之樣可致事。右之通洛中洛外へ可相觸候事。十一月二十四日。」兼而火之元之儀入念候樣申觸候得共。當月廿九日より來る十二月朔日迄。大甞會被行候間。別而火之元入念候樣。洛中洛外裏借家等迄可被相觸候事。十一月廿四日。右諏訪氏の藏本に據て補入す。」嘉永戊申年十二月。大甞會に付御赦之達。西洞院四條上る町。德兵衛悴無宿濟吉外六人重敲。洛中洛外拂赦免。右之者共。今度大甞會被行候爲御祝儀。赦免被申渡。門前拂可被申付候。以上十二月京都町奉行へ（御赦類集）。」右は德川禁令考に出る所を抄出す。さて今上天皇御卽位の後。明治四年十一月十七日。東京皇城內吹上に於て大甞會を行はれ。三職以下參拜。是日祀典を全國に修し。行刑を停む。十八日豐明節會（悠紀主基二國方物を獻す）。親王百官及ひ外國公使等に酒饌を賜ふ。又陸海軍に令して祝砲の儀を行ふ。是日衆庶の齋場に參拜するを許す。是時市中のありさまは。武江年表に。十一月十五日夜より十八日朝に至る迄。大甞會御執行。御一代一度の大祭にして。御卽位有て行るゝ者なり。悠紀主基の兩神殿を經營有て。天神地祇を祭給ふ所とぞ。但當日僧尼剃髮の者不淨の者を禁ぜらる。」〇十八日朝雨後曇る。豐明御節會により。世上一統賑ひ。市中には角々に齋竹を立。軒に挑灯を揚げたり。又各產土神社へ詣す。日本橋の邊殊に賑ひて俄に車樂を曳く。又妓踊臺は日本橋の南に多し。聲妓は裁付袴と云を着て。男子の姿に出たち。鐵棒を曳く。十九日晴天にて。朝より曳渡す。新橋迄の町々も是に同く。其外東京中の賑なれど。何れも急卒の催しなれば。詳なる事を知らず。十九日非役華族の御方々。廿日より廿九日迄は。日割を以市民ら紅葉山御補理の御齋場參拜に出る。竹橋御門を入り半藏御門へ出る（廿九日は吉原町遊女男女の藝者參拜に出る。數艘の船に乘し。旗を立はやしつれて至る。諸人見物す。如此黎庶擧て御齋場を拜し奉る事誠に有難き御事なり）と記せり。明治二十二年制定ありし皇室典範に。卽位の禮及大嘗祭は京都に於て之を行ふよし定められたり。

タイシヤク 貸借の事は。前編カシカリの條に揭けたるも。洩したる者あれば。之を左に揭ぐ。王朝の頃。公私の財物を借りて契に違ふ者は。財の價格に依て笞杖等の罪に處せらるゝ事。大寶の雜律に見えたり。德川氏の頃貸借に關する裁判の事。殿居袋に云。【借金銀取捌日之事】一每月四日。廿一日。右每月兩度借金銀公事訴訟許承之（延享三年極）。【借金銀取捌之事】一借金銀。一祠堂金。一官金。一書入金。一先納金。一立替金。一職人手間賃金。一手附金。一持參金。一賣懸金。一仕入金。一諸道具類證文にて金子借り候類。一諸物賣渡し證文にて金子借候類。一御家人又は御用達町人等拜領屋敷地代店賃等。出入金子借候類。右之分。延享元子年以來之滯は。每月四日。廿二日呼出。三十日限濟方可申付。右日限之節少々も相濟候はゝ。壹ヶ月兩度宛切金爲差出。其上にて濟方不埒候はゞ。身代限可申付事。但呼出候節。致不參候歟。又は濟方申付候ても不埒之輩有は。武士方は御老中へ申達。寺社在町方は急度咎可申付。且又不埒之貸方之類遂吟味。其所に寄。金主之者可相咎事。」一地代金。三十日限濟方可申付。」一店賃金。右同斷」右二ヶ條。日限に不相濟候はゝ。切金爲差出。其上濟方不埒候はゝ。身代限に可申付候（從前々之例）。」一連判證文有之諸請負德用割合請取候定（同上）。」一芝居木戶錢。仲間事に付無取上（同上）。」一無盡金（同上）。但證文體有之候共。仲間事に相決候に付ては。一向取上申間敷事（寛保元年極）。」一同寄附込帳に記候借金印形無之分。無取上（從前々之例）」一宛所無之年號無之證文。右同斷（同上）。」一證文之末に利足定書載有之。其所に印形無之利足。右同斷（同上）。」一家賃金質地金。竝諸借金宛所違之證文を以於訴出は。右同斷。但證文讓請候由申候共。證據於無之者。取上申間敷事。」一家賃。諸借金利足。壹

割半以上之分は壹割半に可直（寛保元極）。百姓を相手取借金出入。地頭借に相聞候共。地頭裏印並役人奥印於無之者地頭借には不相立事。」とあり。明治二十三年制定の民法は。土地の貸借には地上權及永小作權を定め。其他一般の貸借には使用貸借。賃貸借。消費貸借の四を定む。【地上權】とは土地の上に竹木。工作物を作る權利をいひ。【永小作權】とは土地に牧畜及び耕作をなす借作をいひ。之が期間は二十年以上五十年以下とし。之を定めさるときは三十年とす。【使用貸借】は無賃にて借用するをいひ【消費貸借】は借用したるものは之を消費し。其返濟期限に至り同種同品質のもの同じ員數を返すなり。【賃貸借】他人の物を借用するに借賃を拂ふものをいふ。

ダイドコロ　臺所。家屋雜考にいふ。食物を製し出すところを臺所といふも。臺は即ち臺盤の義なり。故に役所には臺盤所をさして。上臺所また小臺所など稱せしとも見えたり。東鑑に鎌倉御臺の内。上臺所下臺所。また御小臺所などいふ事みえたる是なり。室町頃諸大名の家々までも皆此稱あり。海人藻芥に御厨所とは内裏。仙洞の外。諸宮には不可申云々。又云。常の貴き所には臺所と稱之。又膳所と稱之欵。臺盤所と申すところは。内裏。仙洞。執柄家有之。又内裏の御厨所を臺所と可申にや。臺所の別當とて。中臈の女房の中に然るべき仁體を選みて。此職に補せらる。別當の局と號するは。臺所の別當の事なりなどゝも見えたり。御厨所の下仕をみづし女といふ。別當はそのつかさなり。【厨】和名抄に庖屋也と見え。字鏡にはアナクリヤと訓せたり。今時の料理の間也。【炊屋】炊屋は飯を炊き出す場所の事なれども。諸臣の家々には何によらず煮燒をもする事にて。今時の下臺所なり。中昔の雙紙どもに。大炊司（オホヒヅカサ）。大炊殿（オホヒドノ）なともかけり。竹取物語におほひつかさの飯炊く屋と見えたるも是なり。大炊をオホヒといふは。大飯の義にて。もと焚き出しの場所をさしていふ名なり。【釜殿】とは炊屋の別稱にて。是も中昔の雙紙などにまゝ見えたり。

ダイバム　臺盤は。テーブルの如き物なり。宮室調度圖解に云く。臺盤は。もと。食物を盛りたる盤（皿なり。和名抄に盤。佐良とあり）を載する臺の總名なれば。まさしくは盤臺とこそいふべきなれ。類聚雜要抄には。まさしく盤臺ともかきたる所あり。然れども昔より臺盤といひ習へり。枕草子。清女の里におりたる條に。「則光が來て云々。臺盤の上に。あやしきめのありしを。唯とりて食ひまきらはし云云。」又源氏須磨の卷に「臺盤なども。かたへは塵はみて云々。」とかけるなどを思ふべし。さて臺と盤と別なる證は。宇治拾遺物語卷七。三條中納言水飯めす條に「御臺に箸の臺ばかりすゑたり。つづきて御盤さゝげて參る。御まかなひ（陪膳の者）の臺にすうるを見れば。御盤に。白き干瓜三十ばかり盛りたり。」とあるにて知るべし。臺盤には品々あり。禁中名目抄に。小臺盤。切臺盤。長臺盤と並べ揭げたり。長臺盤は。長さ八尺。二人以上の料。切臺盤は長さ四尺。一人の料といふ。小臺盤は切臺盤よりも小きものにて。いづれも四足にして机やうの臺なり。されば雅亮裝束抄大饗の事の條には「机を立てゝ饗をすう」ともかけり。【臺盤所】は家屋雜考に曰ふ。臺盤所は膳部といふほとの名にて。臺盤所といへば膳部を取調ふる場所の事なり。禁中にて臺盤所といふは。女房達の食事所にて。御膳所の事にはあらず。然れども臣下の家々にては。主人食料の膳部を仕出す所とす。こは大抵婦人女子の司る事故。大臣大將の北の方をさして御臺盤所と稱し。又御臺所とも申す事なりと。尙臺所の項參考すべし。

タイフ　大夫は。五位の通稱なり。凡て公卿の息は童形より五位なれば。無官大夫など云り。大鑑に禰宜大夫あり。今諏訪の五官の内の稱にいへり。須磨紀行に伊勢の白大夫あり。是祠官の五位を拜する者か。後世に至りては。大神宮より諸社の神人。自ら某大夫と稱する者は僭なるべし。昔宿坊と云しと。今は大夫とよべる習俗も。またをかし（和訓栞）。大夫の號。轉じて能狂言其他雜抜の者。或は遊女の上頭なる者の稱となる。元と宮中に召さるゝ時。位無ければ入る事を得ず。因て假に五位に准せられしを。因襲して稱せしに起ると云（言海）。按するに。今淨瑠璃の唄うたふ者より。見世物の纍人まで。大夫と云ひ。洋犬の踊を見世物にする者。犬を大夫と云ふに至れり。從て見世物の興行人を大夫元と云ふなり。また貞丈雜記に大夫をすみて云とにごりて云に差別あり。左京大夫。修理大夫。大膳大夫。皇太后宮大夫などの時は。たいぶと濁りて云也。たいふとすみて云時は五位の事也。弘安禮節などにも。五位の事を大夫と書れたり。たとへば左衞門尉は六位の官也。左衞門尉になりたる人。五位に叙すれば左衞門太夫と云也。源義經は左衞門尉にて檢非違使の判官兼ねて五位に叙しける故。太夫判官と云ひし也。左近將監。掃部助も。從六位の官也。五位に叙すれば左近太夫。掃部大夫と云。其外にも何々大夫と云は五位と知べし。といひ。四季草に。源大夫。平大夫などゝいふは。源平の人の五位になりたるをいふなり。すべて大夫といふは五位の事なり。無官の大夫敦盛といふは。官はなくて位ばかり五位にてありしゆゑなり。何大夫と云ふは何れもおなじ事

なり」など見えたり。尚職名の大夫のことは。各其官省の條を見るべし。

ダイブツ　大佛。（ブツザウを見よ）

タイホ　逮捕。此の條は犯罪者を搜索逮捕勾禁することを敍す。大寶の捕亡令に當時の逮捕方法を載す。鎌倉時代以後諸國に令を下して。大罪者を捕へしむることあり。足利氏の頃に已に賞を懸けて潛匿せる罪人を告發せしむるの方法ありしと見ゆ。德川氏の時人相書を發布して。罪人を諸國に搜索せし例あり。明治以後江藤新平司法卿となり。始めて泰西の法に則とり。寫眞に依て罪人を搜索するの法を立つ。新平の反して敗るゝや。其の法の爲に潛匿すること能はすして。速に捕に就けり。德川禁令考に云。過科人欠落尋の事。一主人を家來へ。親を子へ。兄を弟へ。伯父を甥へ。師匠を弟子へ。右の類尋を申付候事。」一事を巧み人を殺候者。又は闇打。或は人家に忍入。人を殺欠落致候者。先近き親類の內壹人入牢申付。尋の儀三ヶ月申付。不出ば又百日尋申付。彌於尋出は。出牢の上中追放。尋申付置候者共過料永尋可申付候。」一喧嘩口論にて人を殺欠落致候者。六ヶ月尋申付不出は。一件のもの共御仕置。尋申付候者共は過料の上永尋可申付候。」明治の初地方官に於て兵權と司法權を司る。其手續定まらず。裁判所を各地に設くるに及び。警察官中に逮部の職を置き。檢事の命を以て逮捕の事を司る。明治七年九月太政官達第百二十八號司法警察規則附錄を以て。外國公使館に關係する犯罪事件を達す（チクワイハフケム參看）。同年十月九日。警視廳は。逮捕令狀書式を定む（規第九百七十七號）。非犯罪事件に依り人を逮捕拘引するときは。殊に派遣すへき人を選み。逮捕狀を帶行せしむ。逮捕狀には其帶行すへき巡查若しくは出仕の氏名。及び逮捕拘引すへき者の居所氏名。竝に其事件。及び捕縛若くは拘引すへき旨趣等を併記し。少警視之に記名捺印す。又同年同月十四日。二の第百七十四號を以て。警察事務の爲に。人民を召喚するに當り。同伴人民及び保管等の順序を定む。人民交際上紛淆の事あるに際し。之を檢覈するは。戶長をして同伴せしめ。區內人民の身位を查點するは戶長の任とし。一時拘留推問の後罪跡分明ならすと雖も。直ちに放還し難き者。其重きは戶長に保管せしめ。輕きは親戚に託保す。若し親戚なきときは差配人に託保す。戶長事故あるときは書記をして代理せしむ。途上に醉倒する者などは親戚若くは親友或は差配人に交付す。其他同伴を要するときは差配人をして之に當らしむ。失火等の輕罪を犯せし者は。親戚若くは差配人に保管し。差配人の食費は本人より進致せしむ（以上治罪法實施前の事に係る。同十三年治罪法發布せらる。非現行犯に對しては。令狀なければ逮捕するを得ず）。明治十四年九月二十日（第四十六號布告）。治罪法に關する特別法を定む。治罪法第百一條に。准現行犯を列記するも。其擧動犯人と思料すへき者は。姑く現行犯に准して處分し。第百三十三條第三項家宅搜索の制限を記すも。劇場。寄席。飲食店。混堂。遊船宿。待合茶屋の類は。日出前日沒後と雖も。其營業を爲すの時間。又旅店。貸座敷は日出前日沒後に關せす搜索することを妨けす。第百六十八條。第百七十三條。治安判事に囑託を許せし處分に在ては。姑く其他の司法警察官にも亦之を囑託することを得。第二百五條第一項に司法警察官は令狀を發することを得すと記するも。現行犯の際に限り。姑く令狀を發することを得せしむ。」同十四年十二月警視廳は犯罪人逮捕心得を定め。初めて逮捕狀の制を設く（規第九百五十九號）。其畧に曰く。巡查の犯罪人を逮捕するに二類あり。一は其固有の職權を以てす。現行犯罪是なり。一は長官の指令を以てす。非現行犯罪是なり。曰く。犯罪人を逮捕せしときは。速に之を警視出張所に送致す。其之を拘留するは二十四時間に過くることを得す。曰。現行に非さる犯罪あるを知て犯罪人を逮捕せんとするときは。先つ長官に告け。必す逮捕狀を得て之を逮捕す。若し家主逮捕を拒むときは。門戶を破て其家に入るを得へし。然とも外國人の邸宅に係るときは圍守して走路を塞き。長官に陳告して其指揮を俟つへし（同三十三年七月以後は公使館以外は。外國人の邸宅と雖も。直に踏入ることを得）。曰く。軍人其他兵籍に在る者の現行犯を逮捕せしときは。常人と同しく出張所を經て東京裁判所に交付す。同十九年三月司法省刑第二百十三號訓示を以て。司法警察官の心得べき條項を指示す。中に搜索及び逮捕呼出の事あり。曰く。禁錮以上の刑に該る可き現行犯准現行犯にして。被告人現場に在るときは。犯罪の場所及び被告人の身分如何に拘らす。直ちに之を逮捕す可し。但し其事件の模樣に因り。急速の處分を必要とせさる時は。之を逮捕す可からす。」現行犯准現行犯に付。現場より被告人を追跡する場合に於ては。其追及したる場所の如何に拘はらす。直ちに之を逮捕することを得。」被告人を逮捕するには。成るへく穩當の方法に從ひ。濫に劍銃等を用ふへからす。」被告人兇器を持し。抗拒する等の場合に於て。已むことを得す劍銃等を用ふるも。自衛の區域を踰ゆ可からす。」假豫審を爲すことを得へき場合に於ては。現場に在らさる被告人に對し。拘引狀を發することを得。」被告人他の管轄內に在るときは。其他の司法警察官に拘引狀を送致し。其執行を囑託す可し。」若し其の事件急速を要するときは。巡查憲兵卒をして拘引狀を帶行せしめ。又は

電報を以て逮捕の處分を囑託することを得。其囑託を受けたる司法警察官は。其名を以て拘引狀を發す可し。」拘引狀の執行を受けたる被告人は。護送途中及び拘引狀期限內の夜間に限り。留置場に入れ置くことを得。」拘引狀の期限は。護送途中の時間を除き。現に被告人を引致したる時より起算して。四十八時を過く可からす。若し其期限を過くるときは。拘引狀を發するに非されば。被告人を釋放す可し。拘引狀なくして被告人を逮捕したる場合に於ても亦同し。」常人に於て現行犯準現行犯の被告人を逮捕し。之を引渡さんとするときは。成る可く其便宜を計り。速に受取る可し。現行犯。準現行犯に付き。巡査憲兵卒又は常人より被告人を受取りたるときは。逮捕の事由及ひ申告の趣旨を審問して。其調書を作る可し。」逮捕を爲したる者より。始末書又は手續書を差出したる時は。之を調書に添置く可し。」現行犯準現行犯の被告人を訊問したる後。必要とする時は。拘留狀を發することを得。」拘留狀の期限は。之を執行したる日より十日を過く可からす。但被告人を送致する日數は期限に算入せす。」拘引狀拘留狀には。被告事件被告人の氏名職業住所。及び年月日時を記載す可し。其氏名分明ならざるときは。容貌體格等を明示す可し。又拘引狀には。被告人を拘留す可き監倉を定示すべし。拘引狀。拘留狀は。巡査。憲兵卒をして之を執行せしむ可し。但拘留狀を受く可き被告人既に留置せられたるときは。之を本人に送達せしむ可し。」拘留狀を受けたる被告人は。其令狀に記載したる監倉に拘留す可しと雖とも。取調上必要なる時は。留置場に入れ置くことを得。」現行犯準現行犯の被告人を逮捕し。又は之を受取りたる場合に於て。留置することを必要とせす。又は留置す可からさるものと思料するときは。直に被告人を釋放す可し。既に拘留狀を發したるときは。之を取消し。又は責付を爲す可し。但保釋を爲すことを得す。」責付の手續は。明治十四年第四十七號布告。及明治十六年司法省內第八號達に准す可し。」罰金の刑に該る可き輕罪に付ては。現行犯と雖も被告人を逮捕することを得す。若し其氏名住所分明ならす。又は逃亡の恐あるときは。直に引致することを得。」被告人を逮捕することを許さす。又は逮捕することを必要とせさる場合に於て。其訊問を要する時は。之を呼出すことを得。」被告人を呼出すには召喚狀を發すへし但口達するも妨けなし。」召喚狀には被告事件。被告人の氏名住所。職業。出頭の日時。場所。及之を發するの年月日を記載す可し。」召喚狀は路程の猶豫。其外送達と出頭との間。少くとも二十四時の猶豫を與ふ可し。」云々とあり。

タイホウレイ　大寶令は。文武天皇の大寶元年。鎌足の子不比等に勅して。前朝の律令を修正して。令十一卷。律六卷を撰ましめ給へり。後。元正天皇の養老二年に至り又改めて各十卷とせり。これ現今に存するところの大寶令にして。大化以來の改革を大成したるものなり。されは後世に至るまて制度の模範となり。其位階官職の制の如きは。明治維新の前まて殆んと是を用ひられたり。今其大要は。【官廳】神祇官。太政官を最高官廳とし。太政官の下に中務。式部。治部。民部。兵部。刑部。大藏。宮內の八省を置き。外に彈正臺。及び衞門。左右衞士。左右兵衞の五衞府を設けたり。神祇官は神祇祭祀の事を管する所にして。ことに諸官省の上に置かる。これ國體を重ぜらるゝ所なり。太政官は萬機を總理する所にして。太政大臣。左右大臣。大納言。左右辨官等あり。中務省は詔勅を傳へ。奏議を上達するのみならず。政務にも參與して八省中の首班とす。式部省は學事を總べ。文官の考試を司どり。治部省は貴族。僧尼。外人の事を管す。民部省は土地。人民。租稅の事を司り。兵部省は軍事を司どる。刑部省は訴訟を聽き。大藏省は調の收入と。官廳の用度とを管し。宮內省は供御及び宮中の用を司どる。而して彈正臺は風紀を保ち。違法を彈奏し。五つの衞府は禁中の守衞をなす所とす。以上諸官省は皆京にあるものにして。これを京官と呼び。地方にあるものは外官と呼びて。各國に國司を置き。各郡に郡司をも置かれたり。又京師には左右京職。難波には攝津職。筑前には太宰府を設けらる。【位階】內外文武官の等級は。すべて位階によりて之を定む。官等は勅任。奏任。判任。判補の四あり。位階は。親王は。一品より四品に至り。臣下は。一位より初位まて。すべて三十階あり。一位より三位までは。各正從に分ち。四位より八位までは各正從上下に分ち。これに大少上下の別ある初位を加へたり【軍團】大軍團。中軍團。小軍團の三あり。大軍團は千人。中軍團は六百人。小軍團は五百人より成り。皆一國の正丁三分の一を徵して。之を編成せり。

ダイミヤウ　大名は。名田の稱より起るといふ。名田とは田地を領知する者の名を以て。其田地の名となし。名田といふ也。其始荒蕪の地を占め。これを墾闢して私田となしたる者。或はこれを買得して所有となしたる者の名號なり。和訓栞云。大名小名の號は鎌倉時代より起る。其本は名田によれり。東鑑を考へて知ぬへし云々。」貞丈雜記云。大名の事。高貴の人の事をさして云。古き詞也。書札法式按萃云。先代將軍(先代とは鎌倉將軍をさして云)の定にも。一族大名。守護大名と次第候。(大名とは一國の主を云なるべし。大名とは田地の名を多く持たるなるへし。名とは田地十三石を云)。また言海に。鎌倉時代より將軍の家臣の守護地頭等を。所

帯の大小に因りて稱する號。大なるは大名。小なるを小名などいへり。德川氏の時に至りては。領地知行の持高一萬石以上の者の總稱。外樣譜第の別なく。其土地人民を私有して。一地方の君たりといへり。【譜代】とは德川氏の將軍となる以前より之に隨身したる者を云ひ。多くは松平氏を唱へしめ。又葵紋を賜はりたり。【外樣】一名客分又はお客大名とも云ひ。豐臣氏以前より大名たりし者を云ふ。是にも譜代に準じて松平氏を賜はりたる者もあり。在府すべき職に補せられざる以上。期を定めて參覲交代するの制にて。妻女は常に江戸に置く。官位は將軍の奏請によりて。京都より之を受くるも。職は將軍の命にて之に補す。職なき者は臨時工役又は守備の爲め。士卒又は人夫を出すことを命せらる。一國を領するを國司大名と云ひ。城を有するを城持と云ひて。陣屋持よりも格式(參看)高し。中にも館號を名乘るは有數なり。領地内は行政司法の權專行し得べく。江戸にある邸内も亦治外法權の形あり。唯ゝ將軍たるの職權に因りて。將軍の指揮を受くるなり。明治維新後。版籍を奉還して。將軍と同じく華族となり。家格に從て爵位を受けたり。

ダイモム　大紋は。中古より維新前まで行はれたる禮服なり。明治の初年禮服の制を改められしより。復た此等の服を用ひずなりぬ。四季草に。大紋の事。これは布の直垂なり。西三條裝束抄に。布直垂は諸大夫是を着す。これを俗に大紋といふ。大きなる紋付たるによりて歟。緒は打紐なり云々。或說に。布直垂は鹿苑院義滿公始て是れを製し給ひて。武家の服となれるよしいへるは誤りなり。布衣記に。褐の布直垂に赤革のひもなり云々(布衣記は。伏見院御代。永仁三年に記たる書なり。義滿公の家督を繼給ひし年。貞治二十二年よりは。七十三年以前なり)。又增鏡云。兩六波羅(仲時時益)。ひんがしをさして。あづまへと心かけておちければ。御幸もおなじつまなる(中署)。別當(道冬公)は道の程わりなさに。をりえぼうしに。ぬのびたゝれといふ物うちきて。ほそやかにわかき人の御ぜんどもにまぎれたれば。とくにも見えず云々。是は正慶二年五月の亂をいふなり。義滿公の家督繼給ひし年よりは。三十五年以前なり。然れば義滿公よりも以前より有し事を知るべし。三光院内府(西三條實澄公)記に。鹿苑院殿御代。昵近之人々給二布直垂一候。其以來諸家着二用之一候。一向非二本儀一候。雖レ然大臣家被レ着レ絹候云々。義滿公の代に昵近の人々(昵近の人とは。將軍へ親しく出入て。禁裏への取次せらるゝ公家衆なり)。布直垂を給はり。公家衆も着用せられしなり。此時布直垂始りしにはあらず。大紋は素襖に似たり。其かはりめは。大紋はむなひも。きくとぢも。丸組緒なり。素襖はむなひもゝ。きくとぢも。革なり。大紋の袴は腰ひも白練なり。腰板のかど丸し。腰紐に白絲にて上刺あり。素襖の袴は腰紐同じ色の布なり。腰板にかどあり。腰紐に上刺なし。大紋も素襖も。上は紋背に一つ。袖の中の縫目に左右二つ。前は身と袖との縫目に左右二つなり。袴の紋は。大紋は左右の股の上にあり。又尻にあり。素襖は腰板にあり。左右の相引にあり。是兩品のかはりめなり。直垂も大紋も。腰紐の結やう。古風は絹腰の紐を。前にて前腰の紐にかけてしめて。さて竪結にして。重ねて前腰の紐にいくたひも上より下へひき通しまきて。卷餘りの垂れ下らざるやうにしておきしなり。今世は二つばかりまきて。卷餘りを膝の邊まで長く垂れ下けて置なり。紐のとけたる如く見ゆるなり。かやうの事。時世の風俗の變なり。」と見えたり。

タイラウ　大老は。執政の職なり。武家職官考に。大老。猶レ謂二元老一。職輔二佐君主一。總二攬大政一。比二諸前世一。鎌倉執權連署。室町三管領之任也。豐臣氏始置二此職一五人一。號二五大老一。又稱二大年寄一(太閤記。慶長見聞記。稱二年寄衆一)。諸家亦有二此職一。而不レ過二一兩員一(增補筒井家記)。又稱二大家老一(里見義康分限帳)。至二近世一。則大老必止二一人一(凡諸家重臣齒德兼備。以輔二弼其君一者。皆大老之職掌也。特豐臣氏之前。無二其稱一耳)といへるが如し。官制沿革略史に云く。寬永十五年十一月。老中土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝の職を解き。細事の掌務を免じ。大事ある每に老臣と會議せしむ。大老の職此に始る。(大猷院實記。延寶武鑑)。爾後。酒井。井伊。堀田等諸氏。交ゝ此職にあり。(酒井忠淸以後は。必ず一人の職となれり)。德川氏の譜代にあらざれば。これに補せず。且つ家宣より家重に至るまで。四代の間は。此職を缺けり。(役人前錄)。官位は從四位上中將。又少將侍從たり。每日登營して上の部屋に在り。老中と同じく退出す。月番。連署。評定所出座の務なく。唯内書の事に與る。(柳營勤役錄。柳營秘鑑)。按するに。大老の名稱は。天正以來の諸家にも見えたり。天下の大政を總轄するは。豐臣氏の五大老を始とす。或は大年寄とも云へり。【後見】の職。將軍幼冲なる時。權に置く。三家三卿中。德望ある者を擇び。遺命或は勅旨を以て之を命ず。家繼將軍病篤き時。紀伊吉宗を召して後見とす。又家茂將軍幼にして立つ。田安慶賴後見たり。退隱の後。一橋慶喜これに代る。(有德院實記。嘉永明治年間錄)。大樹幼稚の時輔佐の任あり。元和の末年。家光將軍の時。松平下總守忠明。慶安四年。家綱將軍の時。保科肥後守正之。天明七年。家齊將軍の時。松平越中守定信等これに補す。老中の上座たり。後見補佐は。常置の職にあらざるを以て。こゝに附す(大猷院實記。嚴有院實記。文恭院實記)。

ダイリ　大理。（ケビヰシを見よ）

ダイリ　內裏。（クワウグウを見よ）

タイワム　臺灣は。明治二十八年以後我か版圖に歸せし南方の一大島なり。野史に據るに。續萬國新話に臺灣を讀んで晉以母佼と云ひ。又東寧と云ふ。唐土歷代沿革圖に塔曷沙古と云ふ。同書及び舊章錄共に又大寃と名く。臺灣鄭氏紀事に東番。塔伽沙古。台灣等に作る。蓋し明人呼んで東番又は土番と爲す。臺灣は其の轉のみ。古へ聞ゆるなく。明人始めて其の地に來往す。同萬曆の末。紅毛の舶爰に泊する者あり。蒲流茂邪（ホルモサ）と名づくと。フチルモサは花芳きの義と云へり。野史又云く。所レ產有二砂糖。鹿皮。山馬。樟皮。木綿。西瓜等一。島人卑賤。不レ著二衣服一。山居。獵夫把レ矛逐レ鹿。食二生肉一。售レ皮換二酒食一。躬甚輕捷。趨行疾レ自レ鹿。山居者號曰二山童一。海濱漁人猶且賤。言語不レ通（長崎夜話。華夷通商考）。此地人死則躶體令レ臥二床頭一。傍焚レ火焙乾。臭穢搏レ鼻不レ可レ堪。居レ喪者燥屍中喫レ酒食レ肉。日夜躍鬧（萬國新話）。元和二年。琉球遣二使于明一言。日本有下取二臺灣一之議上。以三其地密二邇福建一。明主命レ警二備沿海一（鄭氏紀事）。琉球事略云。我邦議下取二臺灣一事上。可レ疑。恐彼奸人所レ爲矣と。是より先。海澄の人顏振泉日本甲螺（頭目の意）と稱し。臺灣の十寨を保ちて盜をなす。泉州の人鄭芝龍之に附く。振泉歿するに及んで代て頭となる。此の時澎湖島に蘭人あり。寬永の初。長崎の邑豪末次茂房貿易船を遣るに。蘭人之を賊船と誤り。船中の物品を抑收して返さず。船長還り報ず。茂房憤り。管內の商濱田彌兵衞と其の弟小左衞門とに命じ。仇を報せんとす。寬永五年三月三日。彌兵衞小左の子新藏及び從者十八人（或は曰く百人。又曰く七百人）を率ゐて。船に商貨を滿載して臺灣に至る。澎湖嶼の主宰コンブラドール棘業喇兒。兄弟を召し見る。彌兵隙を覗ひ。躍て主宰の襟を拉へ。刀を擬し。往日の亡狀を責む。紅毛の吏之を環視すれども。近づかば彌兵が主宰を刺さんことを恐れ。敢て進まず。主宰謝して。貨を返さんことを約す。其の子歲十二なるを出して質となす。彌兵意を果し。質を携へて長崎に歸る。（質後に長崎に死す）。我が商舶の印度に通する者漸く安し。而して紅毛橫暴明舶を掠すること甚し。明主芝龍に命して之を制せしむ。芝龍日本に往來し。平戶に在る時。田川氏を娶りて。成功及び七左衞門を生めり。是歲我が政府の許を得て。妻子を臺灣に招く。成功年十七先づ往く。田川氏及び七左未だ往かず。正德甲申。田川氏往く。而して七左留らんことを欲して。請ふて留る。成功用ひられて將軍となり。明主を助けて。兵を福建に出し以て淸に抗す。明利あらず。正保三年八月。救を日本に請ふ。幕府議して援兵を出さんとす。長崎奉行偶ゝ芝龍敗れて淸に降るの報を奉る。仍て援兵の議止む。芝龍棄市せられ。寬文二年五月。成功尋で病死す。子經嗣ぐ。天和元年正月死す。弟克塽立つ。二年軍勢蹙り。事成らざるを知り。諸將と共に淸に降る。時に塽年十五。淸主命じて漢軍公に封ず。別に將を置て臺灣を治せしむ。鄭氏奉明の時代實に三世二十二年なりき。當時滿淸政府は臺灣を其手中に握れりしも。其意蓋し鄭氏が不逞を夷げんとするにありて。果して其地を以て永久の領土と爲すべきかに就ては。殆ど一疑問に屬し。當局者の多數は。臺灣を舉げて。版圖の外に放棄すべしといふ傾向なりしを。水師提督施琅が熱心なる上疏により。康熙二十三年。臺灣を以て一府となし。福建省に隸せしめ。臺灣鎭を設けて守備となせり。かくて僅に小康を致せしこと三十七年。經營未だ其効を完くせざるに際し。康熙六十年朱一貴の大亂起り。朱擒に就くと共に。略ゝ平ぐを得たりと雖も。餘匪出沒して寧日なく。殆ど經理の策に窮し。乃ち遷民劃界の議を企てゝ。一時を糊塗せんとしたりしも。總兵藍廷珍の抗議に逆ひ。議止みたり。而も遂に退縮爲すなきに至りぬ。乾隆五十二年林爽文の亂あり。漸く年を越えて歸附土蕃の力を藉り。少かに之を討平するを得たり。以來支那本土に於ける內憂外患の頻起は。益ゝ外島臺灣の經營を怠らしめ。降りて咸豐十年。天津條約の結果。臺灣を開港し。世界交通の公路となり。同治前後の頃に及びては。東西の航路益ゝ多きを加ふるに至り。從ひて航海者の海岸に漂着し。時に土蕃の殘害に遭ふことあるも。淸國政府は毫も善後の處理に任せざりしかば。蕃地領域の問題屢ゝ提起せらるゝに至れり。明治四年即ち淸の同治十年。我が琉球藩民五十餘名。次て明治六年。我が小田縣民四名。共に慘禍に遭ひ。淸政府また例によりて言を左右に托して遁れんとせしより。我は斷然淸國の主權が。此の土蕃地域に及ばざるの實あるを認め。其翌明治七年。陸軍中將西鄕從道を都督としたる征臺の師は發せられたり。淸政府急に說を變じて。臺灣の全域は盡く福建の省管に屬するを主唱し。北京談判の結果。五十萬兩の償金を我に致すの約を締びて終局せり。次で淸の光緒十年。安南交涉事件より淸佛の交戰となるや。一たび佛軍の爲に封鎖せられたるとあり。是より支那本土に於ける臺灣の關係。漸く彼の當局者に重視せられ。翌十一年。臺灣を以て獨立の政區となし。劉銘傳を巡撫に任じて。其經綸的手腕を揮はしめたり。劉在任七年殆ご滿腔の熱心を以て。經營する所ありしも。守舊を喜べる島民の不平の爲に。骸骨を乞ひ。邵友濂其後に任す。專ら退嬰政策を執りしかば。又見るべき績あらざるに至れり。明治二十七

八年日清戰爭の結果。臺灣全島及澎湖列島は日本の版圖に歸す。是より先二十八年三月。陸軍大佐比志島義輝は混成枝隊を率ゐて。澎湖列島に上陸し。守兵を逐ふて之を占領す。當時臺灣には唐景崧。劉永福の徒あり。條約こゝに締結され。全島すでに我有に歸せしに拘らず。彼徒仍は本國の命令に背き。兵を備へ。島民を煽動して我に反抗す。清廷之を奈何ともすること能はざるなり。五月海軍中將樺山資紀を總督に任じ。能久親王をして近衞師團を率ゐて南進せしめ。先づ中城灣に上陸し。鷄籠を陷れ。進みて臺北を略取す。而も彼頑强容易に降らず。淸國の臺灣引渡委員は李經芳なり。六月一日に臺灣に入り。翌二日樺山總督に會し。海上に於て授受の手續を了ふ。かくて北路一半稍〻廓淸に歸したるを以て。其十七日臺北に於て始政式を擧行し。翌十八日臺灣總督府假條例に依り。民政局各部課の事務を開始せり。然れども當時臺北附近は。尙未だ兵塵の區たるを免れず。中路南路は羽檄旁午。干戈絡繹の境にありければ。蜚語紛々。人心搖々として。民政の緖に就く能はざりしなり。既にして軍隊の進行に伴ひ。逐次地方廳を開き。十月下旬には全島槪ね豫定の開廳を見るに至れり。初め臺灣總督府假條例發布せらるゝや。該條例に依て編制せる文官組織なるもの。中途一變して戰時編制となり。明治二十九年四月再び民政組織に復す。總督には初め海軍大將伯爵樺山資紀之に任じ。尋で陸軍中將子爵桂太郞之に代り。勤務僅かにして陸軍中將男爵乃木希典之に代り。現任陸軍中將男爵兒玉源太郞に至る。其間副總督として陸軍中將子爵高島鞆之助之に任ぜられしことあり。明治二十九年三月三十一日勅令を以て諸般の政務大に變革せられたり。即ち臺灣總督府條例を設け。總督の職責を明かにし。府中また民政軍務の二局に分ち。地方官官制に依りて。臺北。臺中。臺南の三縣及び澎湖島廳を置き。縣の下十二支廳を置く。同三十年五月三日及同年十月十三日の勅令を以て。是等官制復大に一變せられたり。即ち臺灣總督府に親任總督を置き。臺灣及澎湖列島を管轄せしめ。委任の範圍内に於て。陸海軍を統率し。內務大臣の監督を承けて。諸般の政務を統理することゝなり。地方官制に依りて。臺北。臺中。臺南の三縣及宜蘭。臺東。澎湖の三廳を置き。辨務署を其下に配せしむ。明治二十九年三月拓殖務省を置きて。臺灣及北海道を管せしめ。三十年七月拓殖務省廢せられて。臺灣事務局となり。尋で三十一年二月臺灣事務局を內務省に屬せしめ。爾後屢〻變革あり。明治三十四年十一月更に大に臺灣總督府官制及地方官制を改め。三縣を廢して二十廳を置き。其下に辨務署を配せしめ。尙官衙の新置廢合を見るに至れる迄制度の沿革細叙するに遑あらず。

【臺灣蕃人】は。臺灣島に於ける固棲種族なり。其種族固より一ならず。中に就きて熟蕃と稱せらるゝ部族を除くの外は。槪して混沌たるもの。所謂生蕃これなり。もと全島一帶の地に散住したりけんを。臺灣の漸く人に知らるゝに從ひ。比較的優者の侵佔に遭ひ。知らず識らず化して熟したるものと。山谷に竄逐せられて。僅に殘壘を保つものとを生じ。今は臺島の東半面なる。深山幽谷に割據するに至りぬ。其性たる槪ね獰猛頑强にして。排斥の思念に富み。異族の其境に入ることを喜ばず。交通の不便殊に甚だしければ。この種族に關する事情。未だ人に詳知せられず。臺灣我が領有に歸してより。屢〻之が探險を試みるものありて。足迹漸く全部に洽ねからんとするも。尙且つ審かならざるもの多々なるべし。其埔里社は殆と全島の中央に位せる地。こゝを中心として南北の二大部に分つ時は。北に於ける有黥蕃人。南に於ける無黥蕃人。各其分布區域を示し。發達の度また大に其情態を異にするものあり。今臺灣總督府發行する所の蕃人事情より左に抄出す。其詳細なるを知らんと欲せば須らく同書に就て覽るべし。

【蕃人の種類竝地理的分布】臺灣に於ける蕃人は。其固有の土俗習慣及び言語等に依て。下の八族に分つことを得可し。即ち(一)。アタイヤル族 (Ataiyal)。(二)。ヴォヌム族 (Vonum)。(三)。ツオオ族 (Tso'o)。(四)。ツアリセン族 (Tsarisen)。(五)。スパヨワン族 (Spayowan)。(六)。プユマ族 (Pyuma)。(七)。アミス族 (Amis)。(八)。ペイポ族(Peipo)。而して此く分類したるは。其基礎を人類學上に置きたるは勿論なるも。固より短日月の間を以てして。深く學術上の稽査を爲すの遑なかりしが故に。更に精察を加るときは。或は猶ほ分合す可きものあらんも知るへからす。此等の蕃族は。現今其大半は山地に占居し。其平地に棲住するものは甚た少し。然れとも昔時異人族の未た臺灣に移住せさる以前に在ては。平地に占居せしもの多かりしが。異人族の移住と共に驅逐せられて。山地に入りたる事は。今猶蕃人間の口碑に傳ふる所に徵して知るを得へし。是を以て見れは。今日山地に占居する蕃人と雖も。固より初より山地に棲住せしにはあらさりしなり。

(一)。アタイヤル族　此族の蕃人は。現時悉く山地。然かも峻坂險路。交通極めて不便なる處に住居し。平地に占居するものは。絕て見さる所なり。其分布區域は頗る廣大にして。北は屈尺竝に頭圍方面より。南は埔里社地方の干達萬山と。奇萊地方の魚尾溪とを連結せる線を以て。其境界となす。此族の蕃人は。殆と臺灣山地の二分の一を所領し居れり。(二)。ヴォヌム族　此族の蕃人は。現時其大半はアタ

イヤル族の如く。峻坂險路交通極めて不便なる山地に占居し。平地に住居するものは。僅に水沙連化蕃あるのみ。其分布區域は複雜にして。北は埔里社の南方より起り。南は蕃薯藔方面に及へり。然れとも此族の本幹は。干達萬山及濁水溪以南と。濁水溪の支流なる。陳柳蘭溪以北の地にあり。其他の分布區域は。此本幹地より分移せるものにして。臺東方面。即ち北は秡仔庄より。南は鹿䓘(務祿臺とも稱す)に至る間の山地。竝に蕃薯䓘方面なる。關山の四周等に分布し居れり。(三)。ツオオ族　此族の蕃人は。現時其大半はヴオヌム族と同しく。交通不便なる山地に占居し。獨り其一部分。即ち今日に於ては漢人と同一政治の下にある蕃薯䓘方面。山杉林地方にある四社熟蕃の。僅に平地に住居し在るのみ。而して其分布區域は。阿里山を中心とし其四周に擴かり。北は陳柳蘭溪を以てヴオヌム族の蕃地に界し。南は蕃薯藔方面なる山杉林。及び六龜里等の地方に及び。東は分水嶺を以て其境界となせり。(四)。ツアリセン族　此の族の蕃人は。現時山地然かも峻坂險路のありて。交通極めて不便なる處に住居し。平地に占居せるものは。僅に淸曆光緒十九年に於て。阿里港の東北三里餘に在る。加納埔庄に移住せる五十餘の蕃人あるのみ。其分布區域は。北は關山附近より。南は率芒溪以北。東は分水嶺以西の間にあり。(五)。スパヨワン族　此族の蕃人は。現時其大半は山地に住居し。平地に占居するものは。恒春スパヨワン中。パリザリザオ。(下蕃社)。竝に臺東スパヨワン。即ちパクルカル等の一部分のみ。其の分布區域は。前山に於ては。率芒溪より以南の地と。後山に於ては。卑南平野の南方。知本溪以南の地との間にあり。此の族の蕃人の占居する地域は。他の山地に占居する蕃族に比して。其交通稍〻便利なり。(六)。プユマ族　此族の蕃人は。現時其大半は平地に住居し。山地に占居するものは。僅にタロマの一部(大南社)あるのみ。其分布區域は。卑南平野。竝に其近傍の山地に分布し。北は卑南溪を以て界とし。南は知本溪を以て。臺東スパヨワンと境界を接し居れり。(七)。アミス族　此族の蕃人は。悉く平地に占居し。山地に住居するものは。殆となしと云ふて可なり。其現時の分布區域は。北は奇萊平野より。南は卑南平野の北部までの間にして。其他恒春地方に。臺東地方より移住せるものあり。此地方の南方各部に住居せり。(八)。ペイポ(平埔)族　此族の蕃人は。其大半は平地に占居し。山地に住居するものは。僅に南庄附近にある一小群のみ。其現時の分布區域は。頗る廣大にして。臺灣の平野に在ては。其東部と西部とを問はす。到る處に多少此族の蕃人を見る。然れとも今日に於ては。處々に四散流離し。小部落を一隅になすのみにして。昔時旺盛なりし時代の大部落は見ること能はさるなり」。以上は。臺灣に於ける各蕃族の地理的分布の概況なり。臺灣の蕃人中。最も進歩し居る所のものはペイポ族にして。次にスパヨワン族に屬するパリザリザオ。プユマ。及びアミス等の蕃族なる可し。此等は多く平地に占居する所の蕃人なり。而して最劣等の位置にあるものは。アタイヤル族にして。此の蕃族は悉く深嶺幽谷の中に占居し。從ひて峻坂險路の障碍は。常に交通の不便を伴ふを免かれす。要するに平地に占居する蕃人は。一般に進歩し。山地に住居するものは。一般に劣等なることは。獨各蕃族間に於て然るのみならず。同族の蕃社間にも。亦此の如き現象を呈せり。如此現象を呈する所以のものは。全く漢人との交通如何に關係するは。疑ふ可らざる事實なり。特に漢人と雜居せる蕃社の如きは。著しき進歩を示し。殆と漢人と逕庭を見さるに至るも。之に反して深嶺幽谷の中にあるものは。漢人との交通殆と少く。僅に蕃社の產物を交換賣買するに際し。漢人と相接するあるに過きす。而して此時に於ても。唯一二の通事に接するのみにして。其他は絕て漢人と接するの機會なく。其結果として新知識の蕃社內に輸入するの動機に乏しく。依然舊態を墨守するの外。更に進歩を見ざるなり。故に平地に住居する蕃人に在ては。嘗て二百年の既往に行はれ。今は纔に古昔の歷史的口碑として。記憶せらるゝに過きさる馘首の風の如きも。他者に在ては。依然猶ほ其風習を現存し。及び盛に行ひつゝあるなり。地理上の關係が。人類の發達に影響するの大なること此の如し。【蕃社及び戸數人口の統計】臺灣の各蕃族に屬する蕃社。竝に其戸口等は。今日に於ては精確なる統計を得ること能はす。何となれは蕃地の探險すらも。頗る危險の業なるを以て。精確なる戸口調査の如きに至りては。到底なし得可らさるは當然なり。故に蕃人に就きて之を諮詢し。或は蕃地に入り。社中の蕃人を招集し。物品を惠與するに際し。之を計算する等によりて。僅に其概數を得るの外。更に其術なし。殊に是等と雖とも。精確なる計數は到底保す可らさるなり。去れは左に記する所の如きも。固より精確なるものにはあらすして。たゝ其概數を示すに止まるのみ。

族名	社數	戸數	人口數	一社平均戸數	一社平均人口數	一戸總平均人口
アタイヤル族	一九七	五、五六七	三三、四六〇	二九、七	一三一、三	四、六
ヴオヌム族	一四四	二、〇七三	一六、六二〇	一四、三	一一五、〇	八、三

ツオオ族	三九	三三二	二、九六二	三三、一	二九六、一	七、六
ツアリセン族	一〇五	五、五七三	二七、八六〇	五三、〇	二六五、三	五、〇
スパヨワン族	一二〇	三、〇二二	一五、九八三	二七、四	一四五、三	五、八
プユマ族	一四	一、四八三	五、七三八	一〇、六	四〇九、八	四、二
アミス族	八四	三、一八三	二一、七七五	三六、七	三五九、二	七、八
ペイポ族（但南庄）	二四	一五〇	八八二	六、三	三六、七	六、七
合計	七一七	二一、三七九	一一五、二六七	三八、〇	二二九、八	六、三

【統制的現狀】臺灣に於ける各蕃族は。漂泊的人類にあらずして。既に定住的人類なり。孤獨の生存をなすの人類にあらずして。已に社會的組織を爲しつゝある人類なり。而して其社會的組織の發達は。未た村族制の以上に及はさるも。亦其の進度の低からさるものあるを知るへし。今各蕃族に就て其發達の度を比較せは下の如し。第一段の進歩（家族單一制）。アタイヤル族。第二段の進歩（家族聯合制）。ヴォヌム族。ツオオ族。プユマ族。アミス族。第三段の進歩（村族制）スパヨワン族。ツアリセン族。而して其統制の現狀に就て言へは。其要領左の如し。（一）。世襲或は選擧を以て酋長を定め。一社の安寧を維持する爲に。有力なる制裁上の權を有せしむ。（二）。統制には自治あり。專制あるも。總て一社慣行の秩序を紊さす。且公共團結の力に富めり。乃ち一社の利害を以て。各自個人の利害となし。其責に任するの風あり。（三）。酋長は社衆の犯罪を處するの權を有す。而して其治罪の標準は。總て情に據り。事に應し。隨時罰を定むるも。其裁決は。或は其習慣に據り。或は馘首の有無に依り。或は證を探り。憑を求め。成るへく公平を維持するを常となす。」次に家族組織に就ては。或は男系統に屬するあり。或は女系統に屬するあるも。現時に在ては。各蕃族とも家族的の關係發達し。其男系統より發達せる家族組織の蕃族に在りても。父親にのみ親子の關係を有して。母親には有せさるか如きことなく。其の女系統より發達せる家族組織の蕃族に在りても。母親にのみ親子の關係を有して。父親には有せさるか如きことなく。乃ち何れも兩親に親子の關係を有しつゝあり。其近親の關係に至りては。總て自己を本位とし。本系傍系を問はす。尊上卑下とも。凡そ三代を以て其關係者と認む。此關係者間は。古來の習慣により。左の制裁を有せり。（一）。近親の關係者間の婚姻を許さす。（二）。近親中に鰥寡孤獨のものあれは。該關係者は之を育養す。（三）。近親中に死者あれは。該關係者は喪服裝を爲す（ツアリセン族スパヨワン族プユマ族に限る）。蓋是人類に近親的思想の發達する初階なるへし。試みに其近親の關係者を一表に揭くれは。左の如し。

（一代）自己
- 本系親
  - （二代）父母――（三代）父母の父母
  - （二代）自己の子――（三代）子の子
- 傍系親
  - （二代）父母の兄弟―（三代）父母の兄弟の子
  - （二代）自己の兄弟―（三代）自己の子の子

尙は附けて一言すへきは。各蕃族の男子を通し。兒童と壯丁との身分の限定あることなり。彼等は本來未た年齡を算するを知らさるか故に。其身分を限定すへき標準は。稍々漠然たるの觀あれとも。自然の習慣により。凡そ十六七歲乃至二十歲前後を以て。兒童の列より壯丁の伍に編入せらるゝものとす。而して臺灣の蕃族は。其壯丁の伍に列するに際し。或る特殊の表號及裝飾を要するものにして。此表號及裝飾の具備と共に。當然壯丁の有すへき權能を認めらるゝものとす。尙はアタイヤル族の如きは。一たび出てゝ人頭を馘取し得たるもの（或る一二の特例を除さ）にあらされは。壯者の列に伍する能はさるの特風を存せり。今其各蕃族に就き。壯丁表示の種類を擧くれは。左の如し。

アタイヤル族……顏面に刺墨を施すこと／缺齒を爲すこと
ヴォヌム族……齒を缺くこと
ツオオ族……齒を缺くこと
ツアリセン族……頭髮を結束すること（兒童は自然のまゝに垂る）／下肢に紋樣の刺墨をなすこと
スパヨワン族……上體部に刺墨をなすこと（但任意）
プユマ族……胸部及ひ下肢に紋樣の刺墨をなすこと（但任意）

而して其壯丁の列に伍するによりて。享有すへき重なる權能は。次の如きもあり。（一）。有能力者と認定せられ。時に一社の共議に與かるを得ること（各蕃族）。（二）。婚姻を爲し得る事（各蕃族）。（三）。檳榔子を嚙み得る事（ツアリセン。スパヨハン。プユマ。アミス族）。【刑罰】臺灣に於ける各蕃族の間に在て。犯罪と認むる行爲の種類に至りては。各蕃族に自ら多少の差ありと雖も。中に就き各族に通して。罪惡と認めらるゝ行爲二あり。（一）。姦罪。（二）。理非曲直を爭ひ。酋長より非曲者と裁判せられしもの。」姦罪は。蓋各蕃族を通し殊に重罪視するものにして。アタイヤル。ツオオ。ツアリセン。スパヨワンの四族は。有夫姦及ひ無夫姦とも。總

て有罪とし。止た治罪の上に於て。概して無夫姦は輕きに從へり。ヴォヌム。プユマ。アミスの三族は。單に有夫姦のみを有罪とす。」理非曲直の爭ひとは。例へは出獵の際。二人にして偶然一鹿を逐ひ。一者の孰れか射殺せしとき。二人互に自己の射殺なるを主張して決せさる如き。又は甲は乙に對して。我所有の物件を竊取せりと詰り。乙は甲を以て非理の譴責をなすものとなし。互に決せさる如き類に過きされとも。スパヨワン族中の。パリザリザオ（下蕃社）の或もの。乃ち其の支那化の度の高き蕃人の如きに至りては。往々支那人の思想に感化せられ。複雜なる民事的の爭訟を爲すことありと云ふ。」次に或蕃族には。罪とせらるゝも。或蕃族には罪とせられさる。各蕃特殊の犯罪の種類三あり。（一）。竊盜。（二）。長老に不敬なる行爲。（三）。殺人。」竊盜に就て制裁あるは。スパヨワン。プユマ。アミスの三族を主とし。アタイヤル族。之れに次く。而して一般に竊盜と認むる行爲の範圍は限定せられ。其の限定外に於ける行爲は。之を認めて盜視せす。例へは他人の耕作地に入りて蕃薯を取り去り。食用に供する如き。之を認めて竊盜となさゝるも。家外に乾晒せる衣類を持ち去るときには。之れを認めて盜取となすか如し。ヴォヌム。ツオオ及ひツアリセンの三族に至りては。盜罪なる制裁なし。蓋實際に於て他の所有を侵害するの行爲なく。其農作物の、韮を取り去る如き之を罪認せさる他族に同し。」長老に不敬なる行爲を罪認するは。アミス族の特例なり。是れ同族か特殊なる社會的組織を成し。重きを長老に置き。道德上長幼の序を重んすること深きを致しつゝある結果なるへし。」殺人は。他族人例へは漢人を殺せる如きを含有せすして。單に同族人を殺せる場合のみを指すものなり。然るに同族間の傷殺は。各蕃族に於て殆と皆無の事實にして。隨て制裁あらさるも。特りプユマ族に於ては。之か制裁を設け。且姦罪に次きて重罪視す。」治罪の標準の不文律なることは。前述する如くなるも。其の刑罰の科目に至りては。古來一定し。即ち犯罪の輕重に應して。相當なる罰科を適用す。罰科は各蕃族同一ならさるも。彼此彙集して綜合せは。次の七科とすへし。（一）。斬殺。（二）。社外放逐。（三）。所有物沒收。（四）。笞罰。（五）。擾髮。（六）。譴責。（七）。贖罪。」斬殺は。アタイヤル。スパヨハン。プユマ。アミスの四族に行はれ。之れを適用するは。單に有夫姦の現行犯罪に限らる。」社外放逐は。無期有期の別あり。有期放逐は。改悛謝罪の後は歸社するを得るものとす。ツアリセン。プユマ及ひアミスの三族に行はる。」所有物沒收は。ツアリセン。スパヨハン及ひプユマの三族に行はる。」笞罰は。アタイヤル。ヴォヌム。ツオオ。及ひスパヨワンの四族に行はるゝものにして。刑具は木竹の棍杖とし。局所は各蕃族によりて差あるも。概して臀部及ひ背部とし。時にスパヨワン族の或るものゝ如き。有夫姦罪に。姦婦の陰部を笞つことありといふ。」擾髮とは。其の頭髮を擾握し。之れを振搖する刑にして。其の性質笞罰に同し。單にツアリセン族に行はるゝ特例とす。」譴責は。各蕃族に行はるゝも。一の附加刑の姿を爲すに過きさるが。アミス族及ひツオオ族の一部にいたりては。公衆の前にて譴責するを。一の本刑の如く認む。」贖罪は。スパヨワン。プユマ及ひアミス族に盛んに行はれ。アタイヤル族にも罕に行はる。」之れを要するに。各蕃族を通し。刑罰は單坐にして。彼の罪三族に及ふといふか如き連坐あるにあらす。故に家長の犯罪に。其の所有物を沒收する場合と雖も。家屋に及ふことなきを一般の通例となす。而して罪の疑はしきは。渾て輕罰若くは不論に從ふを常とす。其の他アタイヤル族に行はるゝ。理非の決し難く。證憑の判明ならさる罪疑に對しては。馘首の有無に據りて。罪の有無を決する如き。乃ち祖靈の冥護に信據して。理非の判明を爲すものにして。嘗て我か上古に行はれたる探湯の治罪法と。其の性質を同くするものといふへく。所謂る神決的の治罪に屬するを知るへし。而して此の一事例の他は。渾て之より一歩を進めし現行的の治罪若くは憑證的の治罪に屬せり。要するに各蕃族間に於ける刑罰は。知識の程度低き蕃族間には。簡單にして罪惡と認むるもの甚た少きも。知識の進歩せる蕃族間に於ける刑罰は。複雜にして罪惡と認むるものも。亦從て其數を增すか如し。此等の刑罰は。單に同蕃社及ひ同族間に於てのみ有効なるものにして。他の蕃族若は同族と雖。交通せさる蕃社内のものに對し。爲したる所爲はすへて其罪を論せす。特に漢人に對しては。如何なる所爲あるも。其罪を論せさるのみならす。却りて之あるものを以て勇者となす傾向あり。

【土俗】（一）。住所　臺灣に於ける各蕃族の部落の形成は。其社會的境遇の發達に應し。進歩の度を異にするものあり。乃ちアタイヤル族の北部方面の如き。四隣相距る近きも一二町を隔て。遠きは十數町に及び。谷を隔て山を越えて。隣家あるもの少なしとせす。漸く南部に近つくに隨ひ。二三家乃至四五家の接近存在するあり。又十餘家の一所に集め設けらるゝありて。散點部落より集團部落を形つくる。過渡の情形を示しつゝあり。ヴォヌム。ツオオ。ツアリセン。スパヨハン。プユ及ひアミスの各族に至りては。各族の間多少簡繁の差あるも。概して集團部落に屬し。三四間或は十數間を隔てゝ。不規則に建設せらる。殊にプユマ及ひアミス

の二族に至りては。集團部落の他に外牆を構ふるの風發達し。乃ち防守的なる一廓を形成するに至れり。」家屋の構造に至りては。各族を通し。家屋の二大部分なる屋根と柱壁との區分を生し。屋根には一面乃至二面四面の傾斜を設け。葺くに茅竹又は石を以てし。柱は木又は竹を利用し。壁は竹片茅葭又は石片を以て障とし。家屋としては其完全なる形式の初形に進みつゝあり。然れとも只自然のまゝなる材料を用ひ。簡易なる設計を以て建築するか故に。外形の渾て粗雜なるを免かれす。而して、柱は地に掘り立つること。支柱は繩を用ひて纏結するのみなることの如き。尙ほ建築術としての幼稚を示すものなりとす。」屋内の裝置に就きて。其の多くは單房より分房に進むの初形を示し。及び純然たる分房をなしあるものあり。乃ちアタイヤル及びブユマ二族の如き。概して單房なれとも。ヴォヌム及びツォオ二族の寢所の部分を分畫するは。已に分房の初形をなすものといふを得へく。又たツアリセン族の。外形上單房なれとも。實際に於て之れを三種の部分に分ち。各〻其の位置を定め。位置に隨ひて。其の使用の目的を異にする如き。亦已に無形的なる分房の發達をなせるものと認めさるへからす。スパヨワン族及びアミス族の一部に至りては。完全なる隔障ある分房をなし。或室房は寢臥若くは常居に用ひ。或る室房は炊厨作事に用ふる等の差あり。」床は概して土床なるか。ヴォヌム及びツアリセン二族は。石片を鋪き。アミス族に至りては。其の一部又は全部に。地より高く籐蓆を敷きつゝあり。」以上の諸點を比較し。各蕃族に於ける家屋の發達を序次すれは。其の最幼稚なるは アタイヤル及びプユマ二族の家屋（單房にして床なし）にして。ツォオ族の家屋（單房より分房に進むの過渡を示し床なし）及びツアリセン族の家屋（單房なるも部分の畵定あり石を床とす）は。一歩を進めたるもの。ヴォヌム族の家屋（單房より分房に進むの過渡を示し石を床とす。及びスパヨワン族の家屋 完全なる分房にして床なし）は。更に二歩を進めたるものとし。アミス族の一部の家屋（分房にして高く籐を床とせるもの）は。最進歩したる發達を示すものとす。」穀倉は。ヴォヌム。ツォオ及びスパヨワンの三族は。單に屋内の一部を分畵して。其の用に充つるに過きされとも。他の各蕃族は。別に家屋外に穀倉を設く。而してプユマ族に在ては。普通なる低小の草屋に。床を張りたるものに過きされとも。アミス族に在ては。床下に短柱を据ゑて。床を少しく高く上け。以て通氣に便し。アタイヤル及びツアリセン二族に至ては。床を長柱上に支へ。且柱と床との接着部に。木製の圓鍔を嵌めて。鼠害を防くの用とな

せり。穀倉として各蕃族中最發達せるものに屬す。（二）。衣飾　衣服は各蕃族を通して多少の差異あるも。其の大體に於て左の二種に歸するを得へし。（一）。概して上體を蔽ふに過きす。開襟にして或は袖あり。或は袖なき衣服。（二）。方形にして袈裟狀をなせる被衣。」第一種の衣服は。材料は獸皮。自織の布及び漢人より得る布の三樣を用ひ。其裁縫の方法に至りては。極て簡易にして。凡そ進歩したる衣服の製成に於て。最工夫を要する裁ち方の如き。殆と之れを要せす。一般に上肢を標準となして。布を裁ち。尺度を使用せさるなり。其無袖衣につきて言はゝ。材料を該衣服全長の二倍に切り。中央に於て二折したるもの二枚を取り。之れを竝列して折半せる半部の各內面を縫ひ合せ。次に各個の折半せる外面を縫ひ合せ。折半部の方向少し許りを開放して。袖口となすときは。即ち一個の開襟無袖衣成るものとす。衣服の粧飾は。主として布製の衣服に表出するものにして。織模樣及び縫模樣の二樣あり。アタイヤル及びヴォヌムの二族には。主として織模樣の粧飾行はれ。ツォオ。ツアリセン。スパヨワン。プユマ及びアミスの各族には。專ら縫模樣の粧飾行はる。而してアタイヤル族の如き。粧飾的模樣を表はす部分極めて多く。紅白の色彩著しく目に映するを常とするも。ヴォヌム及びツォオの二族にいたりては。漸く虛飾を去りて實用質素に近つき。ツアリセン。スパヨワン。プユマ及びアミスの四族にいたりては。まつたく實用を主とし。裝飾を以て副貳の目的とするにいたれり。裝飾の上に表はす意匠は。アタイヤル。ヴォヌム。ツォオ及びアミスの四族は。主として直線及び角より成れる裝飾的分子を。竝列模樣に表はすのみなれとも。ツアリセン。スバヨワン及びプユマの三族は。以上の外に動物（重もに人）の形狀の應用より成れる裝飾分子を。散布模樣及び竝列模樣に表はすをつねとす。次に一言すへきは褌の發達なり。男子につきて褌の發達最とも幼稚なるは。アミス及びアタイヤル二族にして。アミス族は其の口碑に傳へて曰く。嘗て徃時に在りては。木葉を用ひて陰部を蔽ふのみなりしか。異族の來り布を傳へてより初めて布褌を用ゆと。而して仍今も北部アミス族中の男子には。日中勞働の際には全たく褌を用ひす。又た少かに木葉を腰に挿みて。陰部を蔽ふものあり。之に次くものは。黑布の結目を垂れ。稍や發達せるものは。方形の布片を垂るゝのみ。獨り南部アミスは。プユマ族の感化を受け。布片を廣く腰に纒ふ。アタイヤル族は。長さ五六寸幅一寸五分內外の布片を垂るゝを初形とし。布片の結び目を垂下するもの之に次く。ヴォヌム族に至りては。布片の結び目を垂るゝに過

きさるものあるも。進みては其の下部に方形の布片を垂れ。又三角形の腹掛の下端を長く垂れて褌に兼用す。ツォオ族も亦た三角形の腹掛の下端を垂れて。褌に兼用するも。更に其の下に方形の布片を垂るゝことあり。ツアリセン。スパヨワン及びプユマの三族に至りては。全く完成せるものにして。布片を用ひて腰の全周に纏ふ。女子につきては各蕃族を通し。一般に進歩著しく。長さ腰より足邊に達する布片一枚若くは二枚を用ひて。腰の全周に纏ふ。身體の裝飾の重もなるものは。耳飾胸飾の二種にして。共に各蕃族に通して之を有せさるなし。而して耳飾の最盛に行はるゝは。アタイヤル族にして。耳朶に孔を穿ち竹管を貫くものにして。長きものは四五寸に至るものあり。之に次くはスパヨワン族にして。其の長さに於ては極て短きも。其の圓周の極て大なるものを耳朶に嵌むるを常とし。大なるものに至つては徑八九分に及ふものあり。ヴォヌム族も亦竹管を耳朶に嵌むれとも。長さ一寸内外に過きす。アミス族に至りては。竹管及び骨器を耳朶に嵌むるも甚た短し。ツォオ。ツアリセン及びプユマの三族は。殆と耳形を毀損するに至らす。耳朶に小孔を通して附飾するに過きす。又た多く漢人の耳飾を用ひ。且平素は多く之を嵌用せす。胸飾の材料は。植物の實。動物の牙。及び人工に成れる圓形。若くは管形の玉類を。絲條に連貫して環とし。頸より胸に垂懸するものにして。其の多きは十數條を聯用するものあり。而して其の最も盛に行はるゝは。アタイヤル族にして。ヴォヌム及びツォオの二族之れに次き。ツアリセン。スパヨワン及びアミスの三族に至りては。仍ほ其の風を現存するも。稍や衰滅の傾向を生し。プユマ族に至りては。之れを用ゆるもの少數なるに至れり。臺灣の蕃族に行はるゝ身體の毀飾の種類は。刺墨及び鈌齒にして。アタイヤル族は。刺墨鈌齒兩つなから之れを行ひ。ヴォヌム及ツォオの二族は。鈌齒のみを行ひ。ツアリセン。スパヨワン及びプユマの三族は。刺墨のみを行ひ。アミス族に至りては。全く毀飾を爲すの風なし。而して刺墨の如き。其の進歩の度と共に其の廣さを狹め。現にスパヨワンの一部なるパリザリザオ（乃ち下蕃社）の如き。其の口碑中嘗て刺墨の風ありしことを傳ふるも。已に其の風を絕ち。プユマの如きも。之れを女子のみに存して。男子は全く其の風を絕ちつゝあり。又たアタイヤル族の女子の口周刺墨は。漢人部落に接近し居る所の蕃社に於ては。概して其幅狹きもの行はれ。漸次其幅を減するの傾向ありと云ふ。以上記し來れる所により。臺灣の蕃族に於ける衣飾に關する發達變遷を概說せは。一。其處世的知識發達の度の高きに隨ひ。衣飾に於ける虛飾分子の度を低くす。二。其處世的知識發達の度の高きに隨ひ。衣飾の目的を虛飾の域より實用の域に變す。三。其處世的知識發達の度の高きに隨ひ。單一にして變化なく。不規則にして統齊なき。裝飾上の構成をして。美術的の本旨に適せる。統齊變化の要素を具ふる配合を爲さしむ。（例へはアタイヤル族の織模様か單に直線及び角の分子を竝列するのみより成立し。且其の配合に統齊乏しきも。スパヨワン族の縫模様には。同く直線及び角の分子を竝列する裝飾と雖も。統齊變化とを有し。又動物の形狀を應用せる模様の裝飾を用ゆるに至れる如き類）。四。其處世的知識發達の度の高きに從ひ。衣服の製制は接近する異族の開化（漢人の如き）に近似同化する傾きあり。

【飲食】現在臺灣の各蕃族の主食物の重もなるものは。粟。米及び蕃薯等にして。其調食法は。主として漢人より得る鐵鍋を用ひ。又アミス族の如きは。自製の土器を用ひて之を炊熟し。粟米の炊熟は。或は粥となし。或は飯となし。時には蒸して舂搗し。餅となす。炊熟に次きて行はるゝは燒炙にして。生料理ともいふへきものは。果實類を生食するの他に之あるなし。而して其最發達したる蕃人の料理法は。漢人と同一の方法によるものあり。副食物として蕃人の用ゆるものは。荳類。瓜類。薤。韮。竹筍。鳥獸魚等其重もなるものにして。調食の際には。常に鹽を和して調味を爲す。又一般に薑及び蕃椒を好みて食用に供す。或は曰く。山深の地に在り。鹽を得難き蕃族は。重に辛味を用ゐて調味を爲すと。要するに蕃人の食物は。一般に含水炭素食物は充分なるも。含窒素食物は稀にして。鑛物質食物は。水と食鹽との二あるのみ。其他一般に香味の食物を愛し。薑。蕃椒等を食す。而して料理法の進歩せさる結果。其齒力堅牢にして。鳥類の細骨の如きは。之れを嚙み碎きて食するを常とす。食事を爲すにアタイヤル族に在りては。多く手指にて摘み食し。罕に箆狀の木片にて扱食するも。ツォオ族の如きは。同狀の骨片を用ゐて重に扱食し。ヴォヌム。ツアリセン。スパヨワン。プユマ。アミスの各蕃族に至りては。更に一歩を進めたる木製匙を用ひ。又たツアリセン以下の各族に於ては。籐製平筐の食物を盛る器具を有せり。釀酒法は。ヴォヌム。ツォオの二族は。彼の南太平洋諸島土人の中に行はるゝ如く。其の原料に唾液を和して之れを釀すも。他のアタイヤル。ツアリセン。スパヨワン。プユマ。アミスの各族は。特に一定せる酵酶を和して之れを釀造す。」取火法にいたりてはすへて擦木取火の現狀を去り。各蕃族とも鑚燧取火を爲しつゝあり。【慣習】（一）。結婚　結婚法の發達も亦た各蕃族に於て一樣ならす。ヴォヌム族の一部及びツォオ族は。掠奪結婚の痕迹を存し。アタイヤル及び

タイワ

ヴォヌム族の中には。競爭結婚行はれ。ヴォヌム族の一部には。交換結婚行はれ。ツアリセン。スパヨワン。プユマ及びアミスの各族は。聘財結婚の初形を存せり。而して其の定婚たるに於ては。各族同一にして乃ち左の如し。一。或る一定の儀式を以て結婚をなすこと。二。一旦結婚したるものは。或る事故の爲めに。公然の離別を爲すにあらさるよりは。永遠に夫婦の關係を有つこと。三。既に一男子と結婚したる女子は。他の男子と婚媾せさること。四。一夫一婦を常とすること。五。近親と認むる關係者間の相婚を准さゝること。六。夫婦の間同等の關係を有すること。」而して夫婦間の情誼極めて親密に。且實際に於て離婚少なく。特りツアリセン族に於て。婚後或る年限間に生子なくんは。自然の離婚となるの一異例あるのみ。其の婦の如き。生子以前に於て夫の死亡するときには再嫁を爲すも。既に子を生める後には。寡婦に安んして其子の鞠育に從事し。又其夫婦間の關係に至りては。概して同等にして。彼の未開人類には殆と普通の狀態たる。夫は婦を認めて奴隸となし。甚しきは已れに附從する動物視し。殘忍酷薄なる待遇を加へて顧みさるか如きことあるなし。其蕃社に行はるゝ制裁の一たる有夫姦罪の如きも。實際に於ては犯罪者の數通して少なしといふ。(二)。生誕　各蕃族を通し生誕に關する慣習は。母親自ら竹を鋭削したる小片を用ひて。臍緒を截切し。其子を冷水或は溫湯に洗浴す。而して産婦は一般に健全にして。産後の翌日には平然業に就くを常とす。但凡そ一ヶ月内外の間家外の劇勞に從はす。」生子を祝するの風は。殊にツアリセン。スパヨワン及びプユマの三族に發達し。而してツアリセン族の如き。婦の姙娠に際し。夫たるもの代りて謹愼し。産兒の後は一の信仰的なる祓除を行ひ。其の祝宴に列すへきものは。夫婦の現存者に限らるゝ如き。乃ち生子に就きて或る厭勝的觀念の發生するを見るへき如し。又スパヨワン族に至りては。舊と雙生兒を不祥とし。其の一子を樹に縛して。死に至らしめし風ありといふ如き。嘗て生子に於ても。迷信に支配せられしことあるを知らるゝなり。」命名は。或る定期の日に。母又は父の一方。若くは父母之を爲す。元來名を表する言語は。各蕃族を通して古來限定せられ。決して此限定せる言語の外に。新名を擇定することなし。而してアタイヤル。ツアリセン二族は。前者は家族單一制なるか爲。後者は之れより一歩を進めし村族制なるか爲。表人名のみ發生し。表家名を有せす。唯アタイヤル族に於て。表人名の上に。其の父又は母の名を冠し。其誰人の子なるかを確定する表號を爲すを常とす。蓋し名を表する言語に限定あるの結果として。一社内同一名の多かるへきは。免かれさるの數にして。此幾多の同名者をして區別あらしめんか爲。例へは甲乙の二男子あり。共にマライといへる名なるとき。甲の父をタイモ乙の父をワタンといふとせは。甲をタイモ。マライと呼び。乙をワタン。マライと呼ひ。以て甲はタイモの子マライにして。乙はワタンの子のマライなるを表示し。其の區別をなすか如し。而して是れ表家名の發達する原形なるに似たり。其の他の各族は。家族聯合制又は之れより一歩を進めし村族制なるか故に。表家名と表人名とを併有し。表家名に依り。以て其の何家の血統に屬するかを表し。表人名に依り。以て其の自己を表しつゝあり。其呼び方は。表家名を先きにし。表人名を後にす。名は男女によりて言語の種類を異にするものあり。又男女共通のものあり。或る意義を有するものあり。意義を有せさるものあり。例せはアタイヤル族中。大嵙崁方面に於て有名なる酋長タイモ。ミセルは。タイモといへる父の名は。無意義の語なれとも。ミセルといへる自己の名は。「楠木」といへる意義を表する語なるか如し。」各蕃族を通し。子の愛情の發達深く。嬰兒は父母互に之れを抱き。ツォォ族の如き。子を負ふ爲に用ゆる一種の方布(サシブナヽ)の發達あり。ツアリセン族の如き。子を育つる爲めに用ゆる一種の搖籃(リオツプ)の發達あり。且つ各族を通し子守に歌謠を用ゆるの風あり。彼のアンガス人(南米)の。魚を釣るか爲に自己の嬰兒を餌とするを悲ます。ブシマン(亞非利加)の故なくして父子相殺することありといふに比すれは。霄壤の差あるを認るなり。(三)。埋葬　に就ては今は熟蕃と呼はれつゝあるペイポ族の或ものは。舊と死者ありて。農耕の時期等に際し閑隙なきときは。布に包みたるまゝ。水邊に放棄したりとの口碑を傳ふれとも。現時臺灣の各蕃族は。通して死者に對する哀禮の啓端を見らるゝものあり。乃ち。一。家に死者あれは。家人死屍に向て號哭す。二。埋葬の法一ならす。或は屋内埋葬あり。或は屋外埋葬あるも。概して埋葬を鄭重にす。三。埋葬後或る定日の間。家人は外出せす。且つ身體の裝飾を去る。四。殊にツアリセン。スパヨワン。プユム三族の如きは。喪服裝の發達を爲せり。是其著しき點とす。而して死者の生前用ゆる所の什具を副葬する如きは。彼等の魂魄不滅を信するに基因し。彼の多くの人類に行はるる。優者の死に從僕の殉死を爲すは。其死後と雖も。隸從の使役を要するなるへしとの迷信に胚胎する如く。死後と雖も。其器什の需要あるへしとの迷信より導かれし慣習ならんも。今は寧ろ死喪禮の一と認められつゝあり。(四)。疾病　臺灣に於る蕃族を通して最も普通なる疾病は。マラリヤ熱にして。病者の十中七八は此病に侵され

ざるはなし。此に次て多きは眼病にして。次は腸胃病及ひ膿爛せるもの等なり。北方アタイヤル族中には。間々呼吸病に罹り居るものを目撃し。又分水嶺附近なる石磐石の地盤をなしある地方の蕃人には。甲狀腺腫に罹り居るもの多く。特に中年以上の婦人に普通なり。而して蕃人の病死多きは。幼者と老年との時代に在り。幼者の時代には。育兒の方法宜しきを得す。即ち未た齒の生せさるに。堅き食物を嚙ましめ。或は寒暖に應して衣服を加減せす。其他幼者に到底堪へさる事をも之を顧みさるを以て。生れて三四歲に至る間に於て。病死するもの頗る多し。老年に至りては。若しも病に侵さるれは。患者自身已に必す死亡すへきを覺悟し。又其子弟も爾かく認むるものゝ如く。之を放置して顧みさるの傾向なきにあらす。然れとも彼の亞非利加及ひ南太平洋中の未開人類の如く。老病已に望み無き者あれは。壯者は之を山中に捨て。若は之を打殺して其肉を食ふか如き。不倫の俗習を有するにあらす。開化の度最も低きアタイヤル族の中にも。一社內の男子老衰して病に臥し。食の喉に下らさる者あるを目擊せる壯婦は。近親なると否とを問はす。入りて之に哺乳せしむる風あるものありといふ。疾病の原因に至りては。各蕃族を通し死魂の祟孽に歸するに過きす。殊にアタイヤル及ひスパヨワン二族に在りては。圓形なる物質を。細管又は匏面に載せ。若し其の上に靜止せは。以て治癒の兆とし。之れに反して轉落せは。不治の兆となすか如き。殆と迷信の外に求むへからさる慣行あるも。ヴォヌム。ツォオ。スパヨワン。プユマ。アミスの各族の。草木の葉にて病者の身邊を拂ふ如き。稍や步を進めしものといふへく。ツアリセン族の。病者の身體を按摩し。スパヨワン族の。蛇害の吸吮治療の如きは。寧ろ醫術の初形に屬するものといふへきに近く。アミス族の吸吮術に至りては。尙ほ迷信の區域を脫せさるも。蓋しスパヨワンに行はるゝ如き。吸吮治療の導線なるへきか。其の他自然の經驗の教ふる所によりて。某木葉を煎服し。某草根を生咬し。或は某の草木葉を創傷に付し。或は脂肪の類を火に炙りて。之れを創傷に塗る等の方法は。各蕃族を通して見らるゝ所とす。又時々天然痘の蕃社內に流行することあり。蕃人の天然痘を恐怖するや最甚しく。之か結果は。病者を棄てゝ離散するに至るもの。乃ち自然の隔離法にして。彼等は僅に此の一法に據り。惡疫の傳染を豫防しつゝあるのみ。而して患者の十中八九は死亡すと云ふ。時として全社の蕃人其大半は之か爲に死亡し。一社を維持する能はすして。附近の社に合するに至ることありと云ふ。

(五)馘首の慣習　の如き。現時に在りてはアタイヤル族を以て。首となさゝる可らす。其の他スパヨワン族の一部なるテボモマク(上蕃社)。及ひヴォヌム族の或るもの。殊に移殖ヴォヌム乃ちセブクン及ひツアリセン族の中に。罕に行はるゝに過きされとも。往時に在りては。各族を通して其の慣習の盛に行はれしは事實にして。其の現時罕に行はるゝは。即ち舊態の遺存と認むへきなり。ツォオ族の如きは。現時其の風を絕てりと雖も。之を口碑に傳へ。且遺物に徵すへく。プユマ族に至りては。口碑に於ても。遺物に於ても。馘首の風の行はれたる證跡あらさるも。嘗て其有勢力なりし大酋長ピナライ(支那人の所謂卑南王)といふものゝ。附近蕃族七十二社を管せしとき。アラレゲといへる一年一回の祭祖の儀式に。所管社蕃の中一人を殺すを例とせりといふ如き。是固と人體犧牲の風習に屬すと雖。他の蕃族に行はるゝ馘首の目的も。恰も之と同一なる犧牲的の原因に成るもの多けれは。亦馘首の慣習と全く緣故なきものと認むへからす。アミス族に至りては。今は殆と馴化の人類なれとも。北部奇萊地方のアミス族の如き。生存の必要上。屢々山中のアタイヤル族と戰を交へ。敵抗者を殺害することあれは。其首を馘して。架上に暴露するの風あり。此風習の固有なるや。將た摸擬(乃ち威畏示勇の目的より。山蕃の風を摸擬せしもの)なりやは判然たらさるも。兎に角現在アミス族の少數なる或る一部には。馘首の風の行はるゝは事實なり。殊にツアリセン族の如き。和蘭人の占據以來淸の統治二百年間。臺灣に於ける政治の中心は。南方に在りしより。時の司治者か同族を撫化する爲に。夙に力を勉めたりしものゝ如きも。當初頑然之に應せす。苟も異族の其境に近つくものあれは。直に其首を馘し去るを常とせるを以て。當時之を畏るゝこと虎よりも甚しく。嘗て支那の詩人に「傀儡山深惡木稠。穿林如虎攫人頭」と謠はれたりき。然るに一方には雍正元年以來數回の討伐あり。一方には附近のペイポ族乃ち熟蕃及ひ漢人の通事をして。屢々入りて交易を盛にせしめし結果。漸次殺人の風を薄らけたるものにして。所謂る生存競爭な必要とする時代より。自他共存を必要とする境遇に達する過渡は。自ら其先天的性格に一變化を與ふるに至れり。之を要するに。嘗て或る時代に於て。臺灣の或る蕃族に行はれたる。及ひ現時に於て。仍ほ或る蕃族に行はるゝ馘首の慣習は通して善視の目的より出るものにして。決して惡を行ふの目的より之を爲すものにあらす。即ち勇擧の高下は。常に馘首の多寡に伴ひ。年穀の豐凶は。祭祖に頭顱を供するの有無により異る等の迷信は。實に馘首の慣習を保存するの理想を鞏確にし。寧ろ其人生究竟の目的となさしめつゝあるに近し。然れとも嘗て激烈なる馘首の慣習を

存せし幾多の蕃族か。今日全く風を絕ち。若は薄らきつゝあるは事實にして。此既往の事實の斯の如きを推して。他の將來に斯くの如きの結果あるを知り得へきを以て。其既往に於ける斯くの如き事實。乃ち其先天的性格に一變化を與へたる要因の。重もなる事項を概括擧示せん。第一因。教育及ひ宗教的の感化啓蒙。第二因。政治的なる威畏恩懷併行の運施。第三因。開山通交の結果。第四因。蕃族か異族人と自他共存の必要を認むるに至りし結果。」試みに其著しき事例を擧けて之を言へは。第一因に於ては。和蘭人の宗教及ひ教育的の運施は。當時に在りて尙ほ獰猛の域を脫せざりしペイポ族を馴化せしめたる如き。第二因に於ては。往時に在りて最化し難しと稱せられしツアリセン族に向ひ。淸政府か或は懸軍之れを懲らし。或は悃諭之を招撫したりし結果。兎に角其殺人の風を薄らかしめたる如き。第三因に於ては。嘗て或る時代に在りては。亦殺人の風を存せしツオオ族をして。淸政府か或は通事を官設し。山に入りて交易をなさしめ。或は近年中路の道路開鑿と共に全く鎖山の禁を解き。民蕃の交通を自由ならしめし結果。益々其馴熟の度を高めしめたる如き等にして。此三事情は。即ち亦第四因の實例に取るを得へし。（六）。宗教的思想　臺灣に於ける各蕃族か。其死後の觀念に就きて有する思想は。左の如き變遷を經過せり。一。人の死後魂魄は不滅なり。二。要は死魂の顯體に接する現象なり。三。人の死魂は。時として惡魔の如き働きをなす。四。此の死魂の祟孼を驅除し得るものは。祖先の靈魂なり。五。而して祖先の靈魂は。之と同時に邀福に必要なる能力を有す。」是に於てか避禍邀福の爲に。祖先の靈魂を祭るの風を馴致し。宗教上祖先拜の啓端を形成するに至れり。乃ち試に各蕃族に通して行はるゝ。祭祖の儀式及ひ習慣の或る行爲の性質を查察せは。其宗教的思想の發生に伴へる結果ならさるはなきを知るへし。今例の著しきもの二三を擧けて之を言はんか。第一　祭祖の儀式の如き。凡そ歲の豐凶。穀の熟否は。すへて祖靈の冥護の有無に隨伴する結果と信するか故に。其將さに下種せんとする初めの時期。及ひ既に收穫を爲したる終りの時期に於て。之を行ふを常となす。第二　疾病。乃ち死魂の祟孼を驅除する時の如きも。其或る儀式を行ふと否との差は姑く措き。必祖靈に向て。其冥護を祈願するの意を表するを普通とす。第三　既に祖靈の不滅を信するの結果。之に次きて一定の境界に安在すへきを認め。此の安在的定位を以て。敬虔的意思を表する目標視するもの。所謂宗教上信仰の本體なるものゝ。發生する初形と認ることを得へし。乃ちアタイヤル及ひスパヨワン二族は。鬱蓊たる斧斤曾て入らさるの森林を認て。祖靈の安在する定位とし。ツオオ及ひツアリセンの二族は。嘗て年を知らさる一定の古樹を認めて。祖靈の安在する定所とし。ヴォヌム。プユマ及ひアミスの三族は。其の意を蒼々の天に寓する如きもの是にして。就中スパヨワン族の如きは。發達の度を高め。妄に其の認むる所の敬虔的地域に入りて。伐木せさるのみならす。祖靈殿の初形と認むへき建物の發達をなせるもあり。第四　祖靈は。已に或る一定の地位に安在すとせは。其の邀福避禍の冥護を求むるには。須く其靈魂の招降を爲さゝるへからす。凡そ何れの宗教を問はす。該宗教の儀式の要件の一とし。其信仰的本體の招降を爲さゝるなきは。之と同一の理由に本つくものにして。臺灣の各蕃族に行はるゝ宗教的儀式に於ても。亦皆此の招魂の發生を爲しつゝあり。乃ち夫の口笛狀の口嘯をなすこと三たひし。及ひ酒を地に灌くこと三たひする如き是なりとす。第五　思想の進歩此に至れは。其所謂る祖靈は。漸く死者の魂魄と同一視するの念を離れ。不確實なからも神靈的の意を寓せらるゝに及ひ。隨て殊に該神靈と顯人との間に立つの司掌者を求めさるへからす。臺灣の各蕃族に現在する。巫覡ともいふへき老男老女の如き。蓋し其初形のものに屬せり。」斯の如くにして。祖先の魂魄と尋常人の魂魄とは。亘し其初源に遡れは全く同性質なるにもせよ。一方には祖先の靈魂は。益々其の敬虔的の寓意を高くせらるゝと同時に。他方なる尋常の死魂は。愈々其の厭忌的の度を深くし。殆と惡魔ともいふへきものゝ意を寓せらるゝに至り。祖先の靈魂か。一切なる邀福避禍の擔保者と信せらるゝと共に。尋常の死魂は。すへて災禍凶惡の本源視せらるゝに至り。アタイヤル族のオツトフ（Ottohu）。ヴォヌム族のカチト（Kaneto）。ツオオ族のヒツウ(Hitsu)。ツアリセン族のガラル（Gararu）。スパヨワン族のツマス（Tsumasu）。プユマ族のヴキロア（Vukiroa）。アミス族のカワス（Kawasu）といへる語は。孰れも原と魂魄といへる意義を表するのみの語なれとも。今は此の一語か神靈的なる敬虔の意と。惡魔的なる厭忌の意とを兼ね表する語と爲りつゝあり。而してツアリセン。スパヨワン。プユマ及ひアミスの四族に在りては。上記思想の現狀の他に。更らに進歩を示すものあり。乃ち各族全たく同一語を用ひてパリシ（Parisi）と呼へる。一の信仰を有すること是なり。其の語の意義は。齋戒。祓除若くは禁厭といへる意義を包含有せるものにして。祭祖の儀式に際して齋戒を爲し。又た疾病あるときは祓除を行ひ。死者あるときは禁厭を爲す等。すへて概括してパリシと云ひ。若もパリシを要する時に方りて。之れを怠るときには。必す災殃之れに酬ゆ

へしと信しつゝあり。是即ち或る信仰の確定に其步を進めしものにして。之を換言すれは宗教的思想の一進步たるなり。又一方には。初め單に魂魄を意味せる語か。轉して一種無形の惡魔といふへき意を寓せらるゝや。更に此無形の寓意を具體的にし。所謂る妖怪なる觀念を伴生し。終に不思議といへる理想的觀念の端を形くるに至れり。左に一例として。アタイヤル族につきて實査したりし事實を擧けん。一。アタイヤル族は。魂魄といへる思想を一轉して。無形的惡魔の寓意を爲せしより。更に無形に止めすして。之を具體的にするに至り。其第一步として。陰影を呼ふに魂魄と同語を以てす。二。陰影の如く常に有形なる具體に伴ふの現象を。魂魄と同語を以て呼ふの結果。更に進みて人體の脈搏を呼ふに。「手の魂」といへる意義を以てするに至れり。三。是より更に一步を進め。變して殆と有形となり。妖怪といふか如き一種の想像物を形つくり。乃ち髣髴雞距深夜人を吮ふといへる怪物。亦之を呼ふに魂魄と同語を以てす。四。是に至り魂魄といへる語は。變して有形となりしも。仍ほ想像的有形に過きさるも。終に變して純然たる具體的となり。狂者を呼ふに。「魂魄に憑付せられしもの」といへる意を以て呼ふに至れり。」而して斯種宗教的思想の發動は。其四面の境遇に向ひて各種の迷信を形成せしめ。諸般なる生活上の狀態を支配するに至るは事實にして。臺灣に於ける各蕃族の如き。其生活の少くも三分一は。迷信の支配を受くるといふも不可なかるへし。左に迷信の重もなる事例を擧けん。一。身心に關する迷信。(い)大耳は優者の兆なり（アタイヤル族。スパヨワン族)。(ろ)。夢は祖先の默示なり。故に善夢は善兆をなし。惡夢は惡兆をなす。其善惡の標準左の如し。死者の「汝は惡しゝ」。「我は汝を捕へん」といふか如く物語れりと夢みれは凶兆とす。又出獵等の際。死者か「行け」と告けしと夢みれは利あり。「行く勿れ」と告けしと夢みれは。災を受くとし行を止む。（アタイヤル族)。好夢を見たる後にあらされは。たとひ食物盡るも。穀倉を開くことを忌み。粗菜を食す。而して人の生死に關する夢は。凶兆とし。又出獵等の際。他族に逐はれ。又は殺さると夢みれは。凶とし行を止む(ツォオ族)。出外の際。死人之を止むと夢みれは。凶兆とし行を止む(ツアリセン族。スパヨワン族)。筍の夢。銃の夢は吉兆とし。食事の夢。死者の夢は凶兆とし。凶夢を見たるときは出外せす(プユマ族)。二。起居動作に關する迷信。(い)。出外の際。途に躓くは凶兆とす（アタイヤル族。ヴォヌム族。ツォオ族)。(ろ)。鹽を負ふて後顚せは。其鹽を食はす(ツォオ族)。(三)。生理作用に關する迷信。くさみをなすを凶とす(各蕃族)。四。動植物に關する迷信。(い)。豚の頭及臀部の肉を。小兒に食せしむれは夭死す(ヴォヌム族)。(ろ)。粟を煮たる鍋にて蕃薯を煮れは。他の貯藏の粟は朽腐す(ツォオ族)。(は)。米を食す。米を食すれは病にかゝる(スパヨワン族の一部)。(に)。鷄を食ふは凶(スパヨワン族の多數)。(ほ)。或る鳥の鳴き聲を以て。吉凶を豫告するものとし。出外の際には。之を聽きて吉凶を卜し。凶なれは行を止む(各蕃族)。(へ)。出外の途中蛇を見れは凶。之を殺せは可(ヴォヌム族)。(と)。出外の途中蛇を見れは凶。方向を變すれは可(ツォオ族)。(ち)。出外の途中蛇を見。舌を吐けは吉。蛇の我を見るのみなれは凶(ツアリセン族)。(り)。出獵等の際。前夜深更雞鳴あれは凶兆とす(アタイヤル族)。(ぬ)。男子にして。女子の紡きし麻を負へは。足を痛む(ヴォヌム族)。乃ち迷信の爲には。鳥聲一たひ凶ならは。生活上必要なる出獵の發途をも中止せさるへからす(各蕃族)。食料盡くるも好夢を見さるか爲には。飢を忍はさるへからさる(ツォオ族)等の事の如き。如何に臺灣の蕃族の有する迷信か。其生活上に支配を及ほすかの强度を見るに足るへし。加之。彼の文明的道德の標準と容れさる馘首の如き。原と生存競爭上示勝の一標識たるに起因せしならんも。今は迷信の要因より之をなすものあり。アタイヤル族の祭祖の儀式に。新首を捧けすんは祖靈悦はすと。理非の爭ひ又は雪寃の際の如き。必す馘首の途に上るは。祖靈か有理者を冥護して。首を與ふと信するに因るものにして。亦以て臺灣に於ける蕃族の有する迷信の發達か。各般四周の境遇に及ひつゝあるかの延長をも了すへきなり。終に臨み臺灣に於ける各蕃族の宗教的思想發達の程度を。序次して擧示すれは。乃ち各蕃族を通し。該宗教的思想の性質は。同く祖先拜といふへく。其儀式に信仰的本體の招降をなす等の慣習より推せは。宗教としての具體をなしつゝあるは明かなるも。アタイヤル。ヴオヌム及びツォオの三族は。尙單に邀福避禍を祈るの目的に止まりて。未た他の發達を爲さす。要するに第一段の低き進度に在るものとすへく。アミス族も亦之と同しく。福禍の邀避の他に出てされとも。其信仰的本體の定位に向ひて。或る供物を捧くる如きは。宗教上の儀式の一形成をなせるものとし。又ハリシといへる一種の信仰の如き。宗教的作法の形成といふへくして。要するに第二段の進度に在るものとなすへく。ツアリセン。スパヨワン。プユマの三族に至りては。儀式上には或は犧牲的供備の發達あり。或は殿堂的初形の發達あり。之に加へて宗教的作法の形成と認むへきパリシといへる信仰の發達あるより見れは。要するに第三段の比較的最高度に在るものといふへし。(七)。細禮　臺灣に於ける各蕃族は。好意を表す

タイワ

ろの記號たる或る細禮の發生を爲せるものあり。蓋し細禮の發生は。一方には其道徳的思想の啓端を證するものにして、世界の開化低き人類中には。毫も細禮の發生無きものあり。今各蕃族中に見らるゝ著しき細禮の方法を擧示せん。(い)。互に右手を以て他の胸を輕打す。アタイヤル族。ヴオヌム族。ツオオ族。(ろ)。近親の久しく見さるもの邂逅せるとき。少者は長者を迎へ。其手甲に鼻端を點觸す。ツアリセン族。スパヨワン族。(は)。二人同飲。各蕃族。其他アタイヤル族は。和親せる異種族と會合するときに。猶南アメリカ土人中の或ものに行はるゝ如き。輕く右手にて他の胸を打ちたる後。食指を擧て天を指す風あり。是れ我に二心なきは。在天の祖靈に鑒みる所。といふ如き意を示すに在りと云ふ。【生業】臺灣に於ける蕃族の生業は。地によりて多少異るも。其重もなるものは農業にして。各蕃族ともに農業を以て主となし。之に次き普通なるは狩獵とし。此二者は各蕃族を通して。何れも之を營み居れり。今臺灣に於ける蕃人間の生業を一括して擧くれは。農業。狩獵。家畜及ひ家禽の飼養。漁魚。手工。織布及ひ裁縫。鍛冶。石工。燒炭。土器製造。天產物採集。物品の交換賣買。勞働業(苦力)なり。此等の各業は。各蕃族を通して悉く之を營むにあらすして。地利により。其四五或は五六を營み居るのみ。(一)。農業　臺灣に於ける蕃人の生業にして。到る處之を營み居るも。山地と平地とに住居するものに於て其程度を異にし。平地に住居するプユマ恒春スパヨワン。ヴオヌム及ひアミス族の一部分の蕃人は漢人と同しく水田をつくり。水牛を使用して耕作し居るも。山地に住居するものは。其程度概して低く。特に深嶺幽谷の中にある蕃人に至りては。其程度甚た幼稚にして。僅に小鍬を以て地を掘り。此に蕃薯及粟を栽培し居るのみなるを以て。平地の蕃人とは同日の比にあらさるなり。其の播種耕作する農作物を列擧せは。稻。粟。蕃薯。芋仔。玉蜀黍。落花生。綠豆。長豇。樹豆(黑豆)。肉豆。南瓜。匏仔。冬瓜。菜瓜。胡瓜。葱。韮。薤。薑。蕃椒。胡麻。苧仔。煙草。蘿蔔。茄子。「はだかほゝづき」等なるも。一蕃社にして悉く此等の物を播種耕作し居る者一も之あるなく。而して各蕃族を通して普通種作し居るは。稻。粟。蕃薯。芋仔。苧仔及ひ煙草等にして。到る處之を見る。要するに北方の蕃社には農作物の數少きも。南するに從ひて。漸次其數を增加し。而して漢人部落に近き處には。農作物の數多きも。山奧の蕃社には。其數甚た少し。此等の農作物は。何れも一年一回種作するのみにして。二回以上に及ふもの殆となしと云ふて可なり。蕃人の農作物中。有名にして其產額の多きものは。胡麻。苧仔。煙草。落花生。綠豆及ひ通草等にして。胡麻は臺東地方の蕃人盛に之を種作し居れり。此物の臺東地方に種作せられしは。咸豐年間にして。鳳山地方枋寮附近なる水底寮庄の人鄭某なるもの。初めて蕃人間に胡麻の栽培方法を傳へたるに起因すと云ふ。爾來數十年の星霜を經過したる結果。今日に於ては此地方の一大產物となるに至れり。苧仔は到る處大概之を種作し居るも。前山に於ては。蕃薯寮。埔里社。東勢角。大湖及ひ五指山等の諸方面。後山に於ては。璞石閣及ひ奇萊等の高山地にある蕃社より盛に產出す。煙草の最有名なる地は。臺東地方のパヌカン蕃族にして。其香味最宜く「マニラ」產に匹敵す可しと云ふ。落花生及ひ綠豆等は。埔里社以南並に臺東の蕃社に普通にして。通草は大嵙崁方面最有名なり。此等のものは。些か種作法を改良し。且之を獎勵せは。後來一大物產となすを得可し。」蕃人の口碑傳說によれは。往時蕃人の食物は單一にして。隨て農作物の數も亦甚た少かりしか。其後漢人と交通し。或は蕃人間に於ける往來の區域を增すに從ひて。農作物を蕃社內に輸入し。且蕃人自身に於ても。有無交通して今日の如き數を增加せりと云ふ。然れとも交通不便なる奧山の蕃社に於ては。今日猶は蕃薯或は粟のみを種作し。之を食するのみなるもあり。臺灣の蕃族は。大概肥料を施用することを知らすして。唯天然肥料に依るのみ。故に其盡くる時には。勢ひ土地を轉換せさる可らす。即ち凡そ四年每に一轉換し。既に農作物を種るも稔らさるに至るの地には。魚籐通草及ひ「あべまき」等の樹木を種植するアミス。プユマ並に恒春スパヨワン等には。輪作法行はれ居れり。例へは粟を作りたる後には。豆類をつくるか如く。一年に二毛以上の農作物を種作せり。但し此く不完全なからも。輪作法の行はれ居るは。僅に一小部分にして。未た普からさるなり。下種及ひ收穫の時には。男女共に之をなす。除草は重に女子之をなす。下種の時には。先つ前年の農作物の枯殘りを燒き拂ひたる後(此くなすは知らす識らさる間に肥料となる)。小鍬を以て掘耕して下種す。下種をなすには。散植と。畔を作りて播くとの二法あり。稻及ひ粟等の除草をなすときには。下種の後。月光の再ひ圓に復する時。即ち發芽して五六寸の長に至れる頃。雜草を芟除し。或は畔の上に一株つゝ。株を正ふして植え寄するを常とす。既に苗の一尺內外に達したるときは。再ひ除草し。且其根に土を覆ふ。其愈南するに從ひて。漸次漢人の作法に倣ひ。既に恒春及ひ臺東等の蕃社に至れは。殆と漢人と同一の耕作をなし居れり。收穫の時には。北方の蕃社に在りては。穗を拔き取も。南するに從ひて。漸次鎌を用ゐて。穗の下五六寸の處より苅り取り。恒春スパヨワンの下蕃社の如きは。漢人と同一方法によりて收穫をなす。」臺灣に於け

タイワ

る蕃人の使用し居る農具は。山地と平地とに於て多少異るも。最普通なるは小鍬及び鎌にして。山地に占居するものは。悉く之を使用す。小鍬は北方の蕃社に於ては一種なるも。南するに從ひて大小數種あり。其大なるものは殆と唐鍬大のものあり。其他唐鍬を使用し居る處あるも。僅に漢人部落に近き蕃社に於て之を見るのみ。而して恒春並に臺東等の平地。若は其近傍に於ける蕃社に在ては。殆と漢人と同一なる農具を使用するに至れり。而してアミス族の如き。古昔漢人と交通せさるときには鐵器なく。樹枝又は鹿角を以て地を掘耕したることありしか。其後鐵器の蕃社内に入りし以來。農業の耕作上に一大影響を與へ。遂に今日の如く進歩したるなりと云ふ。又蕃人の家屋の周圍及び畑の傍に。菓樹を栽培するの風習あり。其種類は芭蕉。柑仔。柚仔。龍眼肉。鳳梨。麪包樹及び叺臘等にして。北方アタイヤル族の蕃社には。僅に柑仔及び柚仔のみを栽培し居るも。埔里社以南の蕃社に至れは其數を增加し。殊に恒春及び臺東等の地方に至れは。芭蕉。柑仔。龍眼肉。鳳梨及び麪包樹等を栽培するを見るに至れり。菓樹の外にツアリセン。スパヨワン。プユマ及びアミス等の蕃族に屬する蕃社に於ては。盛に檳榔樹を栽植す。蓋し此等の蕃族は。檳榔子を嚙むの風習あるを以てなり。要するに臺灣の各蕃族間の農業は。北方と南方とに於て大に差異あり。北方は其程度最低くして。僅に地を掘り。蕃薯及び粟等を栽培し居るも。極南及び臺東等の地方に至れは。漢人と殆と同一の方法によりて耕作するに至れり。農業は狩獵及び馘首等と密接なる關係あり。即ち農業の進歩せる蕃族は。馘首の風を絶ち。又狩獵盛ならさるなり。之に反して馘首と狩獵盛なる蕃族に在りては。一般に農業の程度低きか如し。(二)。狩獵　臺灣に於ける各蕃族を通して。多少狩獵をなすを常とす。狩獵をなすは農業の閑なる時に於て之をなすも。自ら獵期の定れるありて。十一十二月の交より。四五月頃までを獵期とす。此期間は農作物の收穫を終りたる時なるを以て。自然農閑に屬するか故。此期に於て大概狩獵に從事す。蕃人の狩獵には。時として一社擧りて之をなすと。一部族擧りて之をなすことあり。此の時には十二三歳の兒童も亦此に從事するを常とす。狩獵する所の鳥獸は。鹿。羌仔。山猪。山羊。猴。石豹(眞の豹にあらす俗に安南豹と稱する者)。熊。山猫。鯪鯉(穿山甲)。獺。栗鼠。山雞。鷲にして鹿。羌仔。山猪。並に猴等最も普通に狩獵せらる此等の鳥獸を狩獵する方法は。各蕃族を通して大同小異なれとも。最も普通に行はるゝは。銃器にて射殺し。或は蹄係にて捕ふることなり。鎗鏢弓矢等は。深嶺幽谷にある交通不便なる地の。銃器を有せさるもの之を使用し。其鯪鯉を捕ふる時には。月夜三四の狗を伴ひて河積を徘徊し。若しも鯪鯉の在るを認むれば。狗は大に之に向ひて吠ゆるを以て。鯪鯉は驚懼し。其身を捲縮す。此時蕃人手から捕獲す。狩獵の最も盛なるは。アタイヤル族及びヴォヌム族にして。平地に住居するものに至りては。僅に之をなすのみ。銃器の一たび蕃社内に入りし以來。獸類は著しく其數を減し。今日に在りては鳥獸の數。蕃地に却りて少くして。漢人部落に近き處に多しと云ふ。(三)。家畜及び家禽の飼養　蕃人の飼養し居る家畜は。水牛。黃牛。及び豚等にして。其他狩獵に使用する目的を以て。一般に狗を飼養す。水牛及び黃牛は。重に平地に住居する蕃人之を飼養せり。其飼養區域は臺東及び恒春地方の平地。或は其附近の山地。並に水沙連地方の蕃社にて。此中最盛なるは臺東地方なりとす。蕃人の牛類を飼養する方法は。漢人と大同小異にして。晝間は之を野に放ちて秣かひ。蕃童の之を看守し居るのみ。一人にして普通は一二頭。最多きは四五頭を看守す。夜間は野より牽き歸り。之を牛舍に入る。家禽として。蕃人の飼養するものは雞のみにして。西部アタイヤルを除くの外は。大概之を飼養し。食餌は特に之を與へすして。唯之を放飼するのみ。蕃人間に往々蜜蜂を飼養し居るものあれとも。僅に副式的に之を飼養し居るに過きす。從ひて得る所の蜜の如きも亦甚た少量なり。(四)。漁魚　臺灣の蕃人は副食物として魚肉を食するが爲め。時々魚を捕ふ。其方法としては。水を堰止めて捕ふるもの。攩網を以て捕ふるもの。簎を以て突き殺すもの。矢を以て射殺すもの。魚を釣るもの。魚筌を使用するもの。網を使用するもの。及び水沙連化蕃に行はるゝ一種の漁魚法あり。何れも進歩したるものにあらす。獨り臺東の海岸アミスに於て行はるゝ竹排をつくりて之に乘り。投網を使用して。海岸又は溪流に於て。魚を漁すると稍〻見るべし。(五)。手工　蕃人の手工として擧く可きものは。一。簡易なる木工。二。編草蓙。三。編網。四。鞣皮製造。五。籐。木斛及び竹等の細工にして。木工には。木板。食器及び箱等の日用品牛車並に農具の附屬品等の製造あり。木板を製するに。鋸を使用すること甚た少く。僅にアミス族の一部分のみ之を使用せり。其他大概刀仔を以て木を割り。其面を削りて之を造り。箱は釘を使用せす。唯木を刳り抜きて造り。其他牛車及び農具の附屬品等を造るには。刀仔鑿及び斧を使用し。稀に鋸を使用する處(臺東及び恒春地方)あり。此外日用品並に裝飾品に美觀を添ふるか爲。彫刻を施すもあり。彫刻は各蕃族を通して發達するも。最能く發達し居るは。ツアリセン並に恒春スパヨワンなる可し。此等の蕃人の彫刻は頗る巧にして。人面及び蛇紋

等の浮彫をなし居るを目撃せり。要するに木工の發達は。其使用する所の器具の發達に關係す。刀仔及び小刀のみを使用し居る處は。アタイヤル。ヴオヌム及び。ツオオ族等にして。ツアリセン。スパヨワン。プユマ及びアミス族等に於ては。刀及小刀は勿論。鑿斧をも使用し。又小刀にも大小數種あり。特にアミス族の一部分には。鐵片を以て鋸を製し。之を使用し居るを目撃せり。舊清政府時代に於ては。成る可く蕃人に利益を與ふる事をなさゞりしを以て。工藝の進歩は遲々たりしか如きも。此に種々の便利なる器具を與へ。其使用法を教へなば。木工は大に發達するなる可し。（六）。織布及び裁縫　臺灣の蕃人は。衣服の原料たる布を織ることを知れり。其原料は苧仔にして。此を以て手綵りの絲を製し。布を織ること。各蕃族を通して同一なり。埔里社以南の地は。漢人の布を使用するを以て。布を織ること北方の如くに盛ならす。既にプユマ及び恒春スパヨワンに至れば。全く布を織らすして。漢人の布のみを使用するに至れり。織布の最盛にして且發達したる處は。東部アタイヤルなる可し。然れとも機器の不完全なるを以て。其長け短く。且つ杼を使用せさるか爲に。其幅均一ならす。加之手綵にて絲を製するとこ。杼を有せさるとにより。非常なる時間と勞力とを以て織らさる可らす。」裁縫は尺度を使用するまでに發達せすして。各蕃族を通し。上肢を標準として布を裁ち。漢人より得たる針を以て。之を縫ふこと一般にして。南するに從ひて。苧仔絲を使用するを止め。漢人より得たる木綿絲を使用するに至る。衣服其他頭巾に繍をなすに最巧なるは。スパヨワン及びツアリセン族なり。其他は大同小異なるも。アタイヤル族は。獨り縫飾のみならす、裁縫も又劣等の位置にあり。（七）。鍛冶　臺灣の蕃人中。鍛冶の發達せるは。ツアリセン及びツオオ族の一部分にして。ツオオ族の蕃人は。僅に小鍬を製造し得るのみなるも。ツアリセン族の蕃人は。漢人の手を借らすして。刀仔小刀竝に小鍬等をも造るに至れり。蕃人は時間と勞力とに關係せさるを以て。鐵は能く鍛錬せられ居るも。比較的切れ味の鈍きは。刃の附け方の未た充分にならさるか爲なる可し。鍛冶に使用する器具は。一切漢人の物を用ひ。原料も又漢人より之を得て使用す。（八）。石工　分水嶺附近の蕃人は。大概石盤石の露出し在る處に住居しあるを以て。該石片を應用して。家屋を造り。或は敷石となす等。種々の用に供し居れり。其結果として石を劈開すること甚巧にして。時としては四方七八尺のものを。室内又は庭に敷き居ることあり。此外石盤石を以て家屋に葺き。其他種々の用に供し居れり。石盤石を劈開するには。先端の扁平なる鐵棒を用ゆるのみにして。他に

使用するものなし。蕃人中石工の最發達し居るは。ツアリセン族にして。其他の蕃族に於ては。何れも大同小異なり。（九）。燒炭　恒春スパヨワン乃ちパリザリザオ竝にプユマ族の一部分の蕃人は。炭を燒きて交換賣買の用に供す。其方法は。地を掘り。此中に薪を入れて燒き。火の能く全體に廻りたるときに。其上をすゝき其他のものを以て蔽ひ。更に其上を土にて蔽ひ。火の全く消えたるときに之を掘出すなり。（十）。土器製造　蕃族中今日猶土器を製造し。之を使用して居る者は。アミス族の蕃人のみ。而も僅に秀姑巒及奇萊アミスの一部分に行はれ居るのみ。昔時漢人と交通開けさる時に在りては。土器は多くの蕃族間に製造し。且使用せられたるものゝ如くなるか。漢人と交通以來。鍋を得るに至りしを以て。漸次土器を使用するもの其數を減するに至れり。其土器は窯を用ゐす。釉を施さす。且手揑なるを以て。其質脆くして破れ易く。亦不完全なり。（十一）。天産物採集　臺灣の蕃人は。各蕃族を通して。多少天産物を採集し。彼等の日用に充て。且之を交換物となし居れり。品類は。籐。檳榔。魚籐。通草。石斛及び木斛。木耳。茯苓等にして此の中最産額の多きものを。籐。檳榔。魚籐及び通草等となす。（十二）。物品の交換賣買　蕃人の蕃社産の物を交換賣買する時には。蕃人相互に之をなすと。蕃人と漢人との間に之をなすとの二樣あり。蕃人相互に交換賣買をなすは。奧山の蕃人中。漢人部落に出入するの路遠く。容易く出る能はさるものゝ。漢人部落に近き蕃社に依りて。彼等の日用品を得る場合にあり。蕃人相互に交換賣買をなすときは。通事の手を借ることなきも。漢人と交換賣買をなすときには。通事の仲買をなすは普通なり。蕃人と通事とは。其知識の點に於て。非常なる差異あるを以て。其の交換賣買をなすに當り。蕃人常に損者の位置にあるは。勢ひの免かれさる所なり。而して常に漢人の爲に利益を壟斷せられつゝあり。然れとも漢人と交通自在なる蕃社のものは。多少臺灣土語を解するを以て。通事の手を借らすして。漢人と直接に交換賣買す。臺灣に於て漢人と直接に交換賣買をなす所の蕃人は。恒春及び臺東地方に於て之を見るのみ。蕃人の金錢を使用するに至りしは。即ち其進歩の程度を表示するものにして。漢人部落に近き蕃族は。其大半金錢を使用せり。即ち恒春スパヨワンの下蕃社。竝にアミスの一部分。竝にプユマ族等は。蕃人相互に金錢を通用するを知れり。他蕃族も尙漢人部落に近き蕃社は。多少金錢を通用し。特に内地の蕃界に入り。製腦に從事する者ありし以來。アタイヤル族の蕃人も。亦金錢を通用するを知るに至れり。大嵙崁及び屈尺方面に於て特に然りとす。元來通事は。蕃人の金錢を通貨とす

ろか忌むの傾向あり。是蕃人にして金錢の價値且便利なることを知るに至れは。自ら仲買の利減少すへきを以て。彼等は物品交換のみを勉め。金錢賣買を避る勢あり。今日に於ても猶物品交換をなし居る者。其十中八九を占む。然れとも漢人と交通するに從ひ。言語も漸次相通し。金錢賣買の漸次增加するの傾向あるは。自然の勢なる可し。要するに進歩の度高き蕃人は。漢人と交通頻繁にして。且金錢賣買をなし居るは一般にして。程度低き蕃人は。漢人との交通甚稀にして。今日も猶物品交換のみをなし居れり。(十三)。勞働業(苦力) 蕃人にして內地人竝に漢人の爲に勞働をなし居るものあり。臺東及ひ恒春地方の平地に住居する蕃人に普通にして。其他アタイヤル及ひ南庄ペイポ族の漢人部落に近き處には。製腦者の爲に。隘丁。樟腦運搬。竝に薪材の採集に從事し居るものありと雖も普通ならす。臺東地方に於ては。旅行者の荷物運搬。竝に土木工事等には。蕃人を使役し居れり。一般に賃金廉に。且樸實なるを以て。勞働者となすには。漢人に比し優れりと云ふ。蕃人にして製腦に從事し居るものは。僅に南庄ペイポの二三の酋長なるも。蕃人自身は製造法を知らさるか故に。漢人に依賴し。其指揮に從ひて勞働し居るのみ。要するに以上の內地人竝に漢人のために勞働を爲すものは。進歩の度高き蕃人にして。馘首の風の如きは全く止みつゝあり。【雜記】こゝに臺灣に於ける各蕃族の心理的對象の一斑を概括せんに。(一)。數の觀念竝に表數法 は一より千乃至萬までの稱語を有するも。其實際普通に使用する數は。各蕃族を通して。一より十までなり。其法は先つ一より十までを數へて。一群の大數となし。更に一より十までを繰り返し。其群の大數五あれは五十にして。六群の大數と。三の個數あるときは。六十三の意を表するか如し。其他言語の外に數を表はすところの法。蕃人間に行はれあり。其最普通なるは結繩法にして。他人と日を期し。會合を約する時には。先つ繩に其日數と等しき結目を造り。一夜を過くる毎に一結を解き。其結目の盡くる時に家を出つ。此の如きを以て。今より五日の後に。會合せんと豫約するときには。五の結目を造り。六日或は七日の後に會合せんとするときには。六或は七の結目を造るなり。ツオオ族には。特殊なる一種の表數法行はる。即ち穀倉に貯藏する。當年收穫の稻。又は粟の束數を表はす爲。其戶前に茅葉の一端を結ひたるもの。束數に等しき數を懸け置き。其中の穀物を取出す毎に。取出せし束數に等しき數の。結端を切り去るを以て。一目して其穀倉の總額と。消耗の束數とを知ることを得可し。又言語以外の表意法。即ち各種の記號の各蕃族に行はるゝもの多し。東部アタイヤルの或る部分に行はるゝ表意法は。蕃人の馘首を爲したるとき。途中屢々茅葉を敷き。其上に頭大の石塊を置くことあり。是馘首の成功を衆人に表示するか爲にして。其茅葉の生枯如何を見て。其馘取の日の新舊を知るを得へし。例せは幾日前に馘首せしかを知るには。茅葉猶は青きときには。二三日前なるを示し。表面は枯れあるも。其中猶青きものを存せは。五六日なるを示し。全く枯れたるときには。十日內外を經たるを知るへく。既に腐敗しあるときには。一月以上を過きたるを知るへき如し。又アタイヤル。ヴオヌム。ツオオ。スパヨワン族の一般に行はるゝは。二人以上同行外出し。一人先行するとき。若岐路あるに遇へは。路傍の草莖を結ひて路標となし。ツアリセン族に至りては。木又は草の葉を路頭に横たへ。其上に石塊を置きて路標となす。(二)。歲月日及ひ時刻に關する觀念 蕃人の年歲月日及ひ時刻等を測定する標準は。自然の現象を基礎とすることは。各蕃族を通して同一なり。凡そ蕃人の一年となすは。粟或は稻の收穫を以て之を定む。即ち當年の收穫了れる期より。次年の收穫の期までの間にして。收穫後月光の圓に復したる時を以て。一年の初とす。故に蕃人の新年は。七八月或は十。十一月の頃にあり。此の如きを以て。幾月を以て一年となすといへる如き。精密なる觀念なく。唯粟及ひ稻等の一收穫を以て。一年と定むるに過きさるなり。其一ヶ月となすは。月の圓形をなせる時より。次の復圓の時までの間にして。又幾日を以て一ヶ月と定むと云へる如き。精密なる觀念なし。其一日となすは。日出より夜明けまでの間にして。殊に幾時間を以て一日と定むと云ふか如き觀念。未た發達せさるなり。次に蕃人の時刻を定むるには。太陽の位置を以てす。例へは太陽の出つるとき。頂天にあるとき。及ひ沒するときと云ふか如し。故に時刻を期して會合することを約するときには。太陽の頂天にあるときに。何れの處に會合すと約するか如し。蕃人か農作物の下種。播植をなすときには。如何なる標準によりて定むるかを探究するに。到る處植物の發芽竝に開花の候を以て標準となすか如し。即ち某の植物發芽するときには。某作物を下種し。某の植物開花するときには。某作物を播植するか如き是なり。かくの如きが故に蕃人は概れ年齡を知らす。唯其子の年齡につき。米。粟の收穫を計算して。五六歲まで記憶し得るに過きす。(三)。方位に關する觀念 臺灣の各蕃族は通して方位の觀念を有せり。蓋し未開の人類をして。初めて方位の觀念を發生せしむる起因は。獵漁其他の爲に。深く山中に入り。或は遠く外海に出つるときに。自家村落の何れの方向にあるやを知るの必要を生し。此よりして常に一定の方向を定むる標準を求むるもの

タイワ

にして。即ち其標準となすは。一定不變の天體にあり。即ち日出と日沒との二方向に本つき方位を求むるは。各蕃族通して皆然り。而して或る蕃族間には。之に南なる一方位。或は南北なる二方位を加ふるに至れり。即ち最開化の低き蕃族は二方位の觀念を有し。最開化の高き蕃族は四方位を有す。(四)度量衡に關する觀念　臺灣蕃人の物の長けを計るに。未だ特別の器械發達せず　たゞ身體の一部分。即ち上肢(手)の長を標準として計ること。各蕃族を通して悉く行はれ。今日殆と漢人と同一の程度までに開化せるペイポ族の。僅に尺度を使用し居るのみ。衡器即ち天秤は。臺灣の各蕃族を通じて未だ發達せず。唯恒春スパヨワンの下蕃社(パリザリザオ)の或社に於て。僅に漢の天秤を使用し居たるを見るのみ。枡と稱す可きものは。不完全ながらも各蕃族間に發達せり。アタイヤル族の蕃人は。漢人と食鹽の交換をなす時に當り。其日用の帽子を以て計るを普通とす。而して其他各蕃族を通して使用し居るものは。小形なる笊狀のものを籐にて造り。之を以て物の量を計り居れり。但此器は家々隨手に造るものなるを以て。其容積は各異るを免かれず。其他漢人と交換し得たる茶碗を以て。枡に代用し居るものあり。(五)貨幣に關する觀念　臺灣の各蕃族には。多少貨幣として使用し居るものあり。即ち開化の程度最も低き蕃人間には。裝飾品なる珠群。開化の程度稍々進みたる蕃人間には。實用品なる鐵器。綿布等。最開化の程度高きものには。銀貨並に臺灣錢等なり。(六)。音樂に關する觀念　臺灣の各蕃族は。音樂に關する觀念の啓端あり。隨て簡單なる歌舞及び樂器の發達あり。歌は臺灣の各蕃族を通し二種の別あり。一は古來一定せる歌詞にして。多く儀式會飲等の際唱ふるものとし。之によりて其先祖の歷史。及び古來の物語等を傳へ。一は物に應し事に觸れ。所感を歌詞に表はすものにして。常曲あるにあらず。舞踏は各蕃族に於て多少特殊のものを有すれども。最普通にして且大體の形式を同くするは圓舞とす。圓舞は數人互に手を連れて(其の法一ならず)圓形に起立し。唱歌の音頭に伴ひ。之に齊和しつゝ回轉舞踏するものなり。樂器も亦種々あり。中に各種族に共通なるは嘴琴とす。嘴琴とは長さ三四寸幅四五分の竹片の中央に。細長なる竅を開き。竅の一端に。眞鍮針を釘着して舌となし。竹邊の兩端に絲を繫き。一方の絲を弛張しつゝ舌針を唇頭にて鼓動し。一種の調音を發せしむるものにして。嘴琴の名の起る所以なり。而して此樂器は。西人の「猶太琴」と名つくるものと同形式のものにして。北は我北領なるアイヌより。南は馬來及び南太平洋諸島土人に至り。尙亞細亞の南部を經て。東は亞米利加土人に及び。世界に於ける分布の區域極めて廣きものとす

タウガク　唐樂は。我が國古代の樂にして。三韓の樂に對して名づけしものなり。【沿革】何れの時代に傳來せしや詳ならず。されど已に三韓樂中に隋。唐以上の古樂の性質を帶びたる者あり。即ち三韓樂の源流は之れを支那に發せしものなれば。そのかみ三韓を經て傳來せし支那樂多かりしならん。而して唐土の直傳に係るものは。實に遣唐使の擧とともに推古天皇以後の事にして。それすら茫漠として定かならず。文武天皇の御宇。かの雅樂寮の條下に　唐樂師十二人。樂生六十人などありて。他の外邦樂の師生よりも其の數甚だ多きを見れば。當時唐樂の盛んなりしこと知らる。また同天皇の大寶二年正月。西閣に御し給ひし時。五常樂。太平樂等を奏せしと續紀に見え。同じ御宇。遣唐使粟田道麿歸朝に際し。皇帝破陣樂。團亂旋。春鶯囀等の曲を傳へたる由。諸々の樂書に散見す。此等はみな唐樂の史乘に明記せられし始めなれど。奈良朝以前已に傳來したりしは事實なるが如し。爾後。雅樂寮第二の沿革たる聖武天皇の御宇に迨んでは。頗る旺盛の域に進み。唐樂の師生實に前代の數に倍すといへり。この御宇より平安朝に至る凡そ五十年間に於ては。唐樂の蔚興は前代未曾有にして。佛法の隆盛とともに著しかりしことは國史に明かなり。吾朝に傳來の唐樂に就ては昔より頗る議論あり。或は大むね支那上代の古樂にして。其の中には唐虞三代の正聲をも繼承せるものありといひ。或は總て後代の俗樂にして。所謂三代の古樂にはあらずといふ。各々一理ありて容易には輕重し難き論なり。按ふに。唐朝の雅樂は其の制を隋代より享け。所謂。梁。陳。周。齊の樂に。古聲を參酌して。凡そ八十四調。三十一曲。十二和を考定せし由。彼の國の史乘に載するところなれば。或は三代の古樂を傳へたりとするも。皆此の時の改作に係れるものならん。されば總てを上古の古樂とはいふべからじ。さりとて一概にこれを隋唐時代の俗樂なりとも斷定し難きか。何となればかの大寶制を見るに。雅樂と雜樂とは自から差別あり。而も二つながら彼れより傳來せしものなればなり　所詮は傳來の唐樂中に胡部あり法部あり。且つ平安朝以後雅樂の衰頹せるより。散樂も亦この部類に屬し。此等を總稱して唐樂といひしより。本來の差別を混同するに至りしなり。扨平安朝に及んでは。嵯峨天皇。仁明天皇の兩上殊に音樂を好み給ひ。就中仁明天皇は斯道に堪能に御在ましければ。親ら樂曲をも作らせ給ひ。或は臣下に勅して新製せしめ。或は唐狛樂等を改作せしめられたるもの頗る多し。是に於て大嘗にも此等の樂を用ゐらるゝに至る。是時に當て。藤原貞敏遣唐準判官となり。

唐に赴き廉承武に就て琵琶を學び。其蘊奥を傳へて歸朝し。また尾張濱主も。同じく唐樂舞を傳へて歸朝す。而して源信。藤原諸葛。高橋文室麿。大戸淸上。和邇部大田麿。石川色子等の大音樂家前後輩出し。其技藝に精妙なるもの擧て數ふ可からさるに至る。故に新樂を製し。他傳の樂を改作し。頗る其姿勢を變ず。或は樂名他邦の稱に係るも。音聲の文。舞踏の節は皆な吾邦に於て一變せしものにして 其古樂中他傳の曲多きに居ると雖。其實吾邦の樂と云ふも敢て誣言に非ろ可し。其後淸和天皇幼年の御時。童相撲御覽に散樂あり。是れまた他傳の樂なり。要するに嵯峨天皇より淸和天皇の朝に至るまでは。式を制し宴享。祭祀。節會。行幸。佛會等奏樂の式を立てたるを以て。其技を學習するもの稍多し。其後に至りては詩合。歌合。鳥合。前栽合の如きにも皆な歌舞を以てするの風俗を成せり。斯道の勃興せし此一事な以て其一端を知る可きのみ。然るに宇多天皇の寬平の頃。唐室の衰亂に際し。學生の留學するを得ず 因て菅原道眞奏して遣唐使を罷めしかば。留學の一事遂に廢止に歸す。故に音樂もまた傳來の途を失するに至る。然れとも當時吾邦傳習以來。斯道倍〻盛なれば 從つて堪能なるもの輩出し。畢竟其傳來の途を失するも。敢て衰頽を來せるに非ず。尙ほ赫々として旺盛なり。同天皇の如きも尤も音律に精しく親ら樂曲をも製せらる。また醍醐天皇も斯道を究め給ふ。而して同天皇々子源博雅の如き。精妙堪能なる樂仙出で。卿の如きは實に古今獨步にして。遠く唐三韓に於ても不易得の管絃者にてありしなり。去れば道を海外に求るに足らず。是より後歷代の聖主は云ふも更なり。親王以下縉紳等に至るまで。苟も朝廷の上に趨走する者は。大小となく皆斯道に通ぜざるはなきに至る。豈に盛なりと云はざる可んや。一條天皇十一歲にして。圓融法皇に朝覲行幸の御時。笛を一吹し給ひければ。法皇叡感ありて。天皇の師藤原高遠の位階を進めて從三位とす。去れば當時斯道を爭ひ學び其勉學篤志驚くに堪へたるも。また所謂あるなり。而して白河天皇。堀河天皇。鳥羽天皇の如きは斯道に精妙なる聖主に御在まし。此間藤原師長。同宗輔。源義光。狛光季。大秦公貞。豐原時元。大神基政。和邇部茂光。玉手信近等十數人の大家ありて。斯道の勃興せる實に驚くに堪へたり。去れは嵯峨天皇朝より鳥羽天皇朝に至る此の間を唐狛樂の旺盛期とす。然るに後白河天皇の朝に至つて。京師騷擾爾後戰鬪相踵ぎ。世は亂れて麻の如くなりしを以て。斯道稍や衰頽に傾かんとす。然れとも朝廷の上に於ては。尙依然として行はれ。歷代の聖主の斯道を學び給ひしは。彼の後醍醐天皇の如き。元弘の大亂に際し。笠置に行幸し給へる時も。御笛を腰にし給ひたりと云へる一事を以て。其一端を知る可きのみ。然れども朝廷の大儀多く廢頽に歸せしかば。音樂も只だ其の餘流を存するに止まりしなり。而して應仁の亂後は京師の樂人流離塗炭に陷し。斯道殆んど地に墜ちたり。正親町天皇大に之を憂ひ給ひ。天王寺の樂人。秦廣遠。廣康。兼行。昌秋。昌次。昌忠を召し。亦後陽成天皇文祿中に至りて。奈良の樂人狛近弘。近定。近直等を召す。後ち兩所の樂人遂に京師に住し。雅樂亦た再たび興る。而して後水尾天皇の御宇に及び。天下稍く泰平に歸せしが。未だ四海の騷亂を承け。京師の樂官耗散し。且つ朝典の廢鉄するもの茲に年あり。德川家康之を憂ひ。招撫して先職に復す。朝廷の樂再び盛なり。其後朝廷の樂は京師。天王寺。奈良の三所に於て司る所となれり。蓋し唐樂の吾邦に傳來せしは實に奈良朝を初期とし。平安朝に至り愈〻旺盛を極め。應仁爾後戰亂に際し一時衰頽に歸せしも。また德川時代に至り。更に復興し。明治維新以後は宮內省雅樂部に於て之を保存せらる。按ふに唐樂傳來爾後千有餘年の間に於て。幾多の變遷を經。ことに平安朝に於る唐樂は。已に業に本邦樂と相融和し。殆んど唐樂の俤を止めさるが如しといへども其律制。組織の一端は猶ほ古樂たるを失はざるなり。

今世まで樂家に傳ふる舞曲音樂に。唐土傳來の樂。林邑。天竺の樂。本朝新製の樂あり。古へより槪して此を唐樂といふ。されば茲には。先づ傳來樂中純然たる唐樂。及び胡部樂の稱あるものにして。奈良朝の傳來に屬するものを擧げ。加ふるに傳來期の不明なるものをも併記し。また樂曲傳說の一斑をも示すべし。其順序の如きは。一に和名抄及び諸樂書の記するところに從ひ。曲調の區別に據る。

【壹越調曲】

○「皇帝破陣樂」 この曲は單に皇帝と稱し。破陣の二字を用ひさるを常法とす。一名を「武德太平樂」或は「安樂太平樂」と號す。唐太宗の製作に係り。文武天皇御宇の傳來なり。この時。舞生序の中半入拍を遺せり。其の後。仁明天皇に至り。藤原諸葛に勅して更に考定せしめられたりといふ。樂儛兩ながら絕へたるを以て傳はらず。

○「團亂旋」 作者詳ならず或は唐玄宗の後宮の作なりといふ。皇帝と同時の傳來に係る。

○「春鶯囀」 一名「天長寶壽樂」また「天壽樂」といふ。唐高宗の樂工白明達に命じ。鶯聲を寫して作せしむるところなり。或は合管靑が作ともいふ。傳來は前と同時なり。

タウカ

○「廻盃樂」 作者未詳。
○「酒淸司」 作者未詳。

【同調胡部樂曲】

○「北庭樂」 もと北狄の樂にして。唐の西涼節度使蓋喜運が傳來に係るものなりといふ。或は宇多天皇。不老門の北庭にて製作し給ひし曲なりといへど。恐らくは樂名に因みての附會說ならんか。
○「酒胡子」 一名「醉公子」又「酒飮子」といふ。唐教坊記に「醉公子」あり。また和名抄に諸葛相如「酒胡子賦」を載せたり。この曲のもとなるべし。

【平調曲】

○「想夫憐」 初め「相府蓮」といへり。晉の王儉が南齊に相たりし時。府中に瑞蓮あり。時人樂を作りて「相府蓮」と名づけられきとぞ。吾が邦にて之れを想夫戀といふは誤れり。
○「萬歲樂」 隋煬帝が樂工白明達をして作らしむるところなりといふ。また一名を「鳥歌萬歲樂」といひ。唐の則天后の親製にして。この時宮中に鳥を養ふ。能く人言を爲し。常に萬歲と稱せしかば。それを象れる曲なりともいふ。いづれも例の附會にして。畢竟作者未詳なり。
○「裹頭樂」 一名「散手作物」。樂曲考に「按ふに唐曲に六州歌頭あり。裹頭は歌頭の轉せしにや。昔は天皇元服の日此曲を奏すといふよりして。文字を改められしか」とあり。
○「勇勝」 起るところ詳かならず。文武天皇即位の時。藤三品正風が作るところにして。教坊之れを奏せりなどいふ。或はこの頃の傳來に係るものならんか。
○「慶雲樂」 本名「兩鬼樂」。文武天皇の慶雲年間に傳來せしを以て改めたるものなりといふ。
○「越天樂」 作者傳來ともに詳かならず。
○「皇麞」 一名「海老葛」。唐中宗の景龍年中に。西戎叛し。宰相王孝傑之れを討ちて黃麞谷に敗死せしかば。中宗其の忠を嘉みして作らしめたる曲なり。
○「夜半樂」 唐玄宗。潞州より京師に還り。兵を擧げて夜半に韋后の亂を平げし時。この曲及び「還宮樂」を作れりといふ。
○「春楊柳」 作者傳來ともに詳かならず。羯鼓錄には「太簇角曲」とあり。
○「小娘子」 唐教坊記に「紅娘子」の曲あり。即ちこの曲なりといふ。或は「康老子」の曲ともいふ。
○「鷄德」 景帝。神室に「景德凱容舞」を奏せしを隋書に見ゆ。恐らくはこの曲ならんといふ。また鷄に五德あるにより此の曲を作れりともいふ。
○「五常樂」 一名「禮義樂」。大日本史に據るに。この曲は即ち舜の「虞韶樂」にして秦の始皇の時。六代廟樂たゞ「韶武」のみを存せしが。漢の孝景に至り。「舜韶舞」を「文始舞」と改め。魏の文帝更に之れを「大韶舞」となし。また宋の季武は「凱容」を以て「韶舞」となせり。其の名はかく屢〻變じたれとも。歷代相承せるものにして。吾が邦にては始め「虞韶」と稱して傳はれるを。後人音に因て轉訛せしものなり。而して三代の遺聲は唯この曲と「安世樂」とのみなりといふ。また體源抄には唐の太宗の製作なりともいへり。

【同調胡部樂曲】

○「泔州」 一名「甘州鹽」また「衍鑿」ともいふ。元と胡部の樂にして唐の天寶年間の改作に係る。同年間の樂曲には邊地の名を用ふるもの多く。この曲もその一なり。
○「扶南」 もと蠻樂なり。隋の煬帝。林邑を平げ。扶南の樂人及び匏琴を獲たりしに。朴陋にて用ふへからず。則ち天竺樂を以て其の聲を轉寫し。改作せしものなり。
○「廻忽」 「回鶻」の誤りにして。匈奴別種の國名なり。其の國人の歸化して奏せしものといふ。

【黃鐘調曲】

○「安城宮」 「安城樂」。「安世樂」。「房中樂」。「壽人」などゝもいふ。周代の遺聲なり。周の「房中樂」は后妃の德を歌へるものにして秦代之れを「壽人」といひ。漢の孝惠帝更に「安世樂」と稱す。
○「赤白桃李花」 單に「桃李花」ともいふ。唐高祖「草木歌」二十一曲の一なり。もと妓女舞にして。內教坊の奏するところなりしが。後世舞の絕へたる爲め今は「央宮樂」の舞を用ふ。

【水調曲】

○「汎龍舟」 隋の煬帝。白明達をして作らしむといふ。

【盤涉曲】

○「山鷓鴣曲」 教坊記の中に「山鷓鴣」の名見えたり。即ちこの曲なるべし。今は絕

へて傳はらず。

○「德貫子」　貫は寶の誤りならんか。太眞外傳に「明皇曰。朕得楊貴妃。如得至寶也。乃製曲子曰得寶子」とあり。この曲も今は絕へたり。

○「竹林樂」　起原未詳。唐土にてこの曲を送葬の樂となせり。故に本邦にても嘉禮には用ひず。

【角調曲】（今はこの調號を用ひず。總て盤涉調に入れたり）。

○「白柱」　作者傳來ともに未詳。

○「曹娘褌脫」　また「兒女子」といふ。今は傳はらず。

○「遊字女」　また「遊兒子」といふ。

【太食調曲】、和名抄には道調とあり）。

○「上元樂」　唐玄宗の時所作「立部伎」八曲の一なり。今は絕えたり。

○「太平樂」　一名「武將太平樂」また「巾舞」或は「鴻門の曲」といふ。楚の項莊。項伯が鴻門の會に劍舞せし狀を摸せるものなり。唐代之れを「公莫舞」といふ。また唐の「立部伎」の一に「太平樂」の曲あるを。この曲なりといふ說あり。されど「立部伎」の曲は一名を「五方師子舞」と稱し獅子の舞なり。これ同名異曲なること明けし。今傳ふるところは「朝小子」を道行とし。破は「太平樂」。急を「合歡宴」といひ。三曲を併せたる樂なり。こは吾邦にて改作せしものなるべし。大日本史に諸樂書を引て。「文德帝天安中。左近衞府獻物。常澄常經劍舞。舞者四十人。被冑。合奏三曲。仍號府裝樂」と見ゆ。或は此の時の改作に係るものならんか。

○「打毬樂」　唐南卓の作なり。昔し五月節會の時。競馬裝束の舞人四十人。杖を執り。球子を弄ひて舞ひしといふ。

○「仙遊霞」　また「仙人河」或は「仙神歌」といふ。作者傳來未詳なり。

○「傾盃樂」　一名「醉鄕日月樂」また「無爲傾盃樂」と稱す。唐太宗の貞觀元年。長孫無忌をして新作せしめたる曲なり。

○「感恩多」　李德裕の所作なり。賀宴。禱祀に用ふる曲とぞ。

【乞食調曲】

○「秦王破陣樂」　唐の三大舞の一なり。太宗の秦王たりし時。劉武。周を破り。軍中にて作りたる曲にして。即位の後。宴會には必ず之れを奏せしむ。後に魏徵。褚亮。虞世南。李百藥等をして歌辭を作らしめ。「七德舞」と號し。更に「神功破陣樂」と稱せり。

○「放鷹樂」　教坊記の中にこの名見えたり。作者詳かならず。

【性調曲】

○「按弓士」　また「安公子」に作る。隋煬帝の江都に幸せんとせし時。樂工。王令言の子之を作れり。この曲は宮聲往て返らず。大駕東巡また回らずといふ事文獻通考にあり。即ちこの曲なり。今は絕えて傳はらず。

○「王昭君」　漢元帝の時。王昭君の遠嫁を憐み。時人歌を作れりと。即ち此の曲なり。

また平安朝の初期に傳來せしものと覺ゆるものを擧ぐれば【一越調曲】玉樹後庭花（壹中）陳の後主の造る所なり（教訓抄引杜氏通典）。遣唐使掃部頭藤原貞敏。唐の廉承武に從てこれを傳ふ（體源抄）。○河水樂。作者傳來未詳。【沙陀調曲】安樂鹽。元是疎勒の遺聲にして唐朝の改作に係るといふ。【雙調曲】柳花苑。桓武帝の時。遣唐舞生久禮眞茂之を傳ふ。もと太食調の曲なりしを。仁明天皇の御宇此調に改めらる。女舞なりしが後世絕へたり。○春庭樂。又春庭花といふ。柳花苑と同時の傳來なり。【平調曲】三臺鹽。一名天壽樂。唐則天皇后の親製なり。舞師犬上是成（仁明天皇御宇の人）之を傳ふ。○平蠻樂。作者傳來未詳。等あり。尙本朝の新製及び改作に係るものを擧ぐれば。【壹越調曲】賀殿（壹中）。作者詳ならず。仁明天皇承和中。遣唐使藤原貞敏。琵琶を以て此の曲を習ひ傳へたり。同天皇嘉祥年中。笛師和邇部大田麿。勅を奉て嘉祥樂を作れり。爰に勅して嘉祥樂を破とし賀殿を急とし。伽陵頻の急を道行とし。三曲を併せて一樂とし。林眞倉舞を作ると云ふ（教訓抄）。○溢金樂。和邇部大田麿の作曲にして。犬上是成の作舞なり。○承和樂。仁明天皇御宇承和年間黃菊宴の時。大戸淸上勅を奉じて是曲を作り。三島武藏舞を作る。或は樂所預大中臣成文の作曲に係るともいふ。○壹團嬌。これも大戸淸上。三島武藏の合作なり。【沙陀調曲】十天樂。承和五年東大寺供養の時。笛師常世乙魚に勅して新作せしめられたるものなり。凡そ慶堂供華にはこの曲を奏す。○最涼州。後魏の太武帝河西を平げてこの曲を得。西涼州といふと通典に見ゆ。我朝傳來の後息長貞秀。勝道成久等之を改作したりといふ。內宴の時參音聲に用ふる曲なり。○溢河鳥。隋煬帝の親製なり。仁明天皇の御宇。僧圓仁唐に入り笛曲を以て之を傳ふ。○壹德鹽。元唐樂なり。三島武藏之を改作す。按するに一斗鹽の曲教坊記にあり。これの轉訛なるべし。【雙調曲】和風樂。仁明天皇の朝。尾張濱主の作るところ和風長壽樂蓋是なり。【平調】長慶子。源博雅の作。退出音聲には必す此の曲を用ふ。○老君子。元唐樂。嵯

峨天皇朝の改作に係る。○賀王恩。一に感皇恩に作る。唐太宗音律に洞曉し。新聲を造る五十有八曲の中也。藩邸にありし時の作なりと云。嵯峨天皇朝大石峯良之を改作す。【道調曲】還城樂。唐の玄宗韋后を誅して京師に還り此曲を作る。故に還城樂と名づく（樂家錄引篳篥說）。一說に西夷人好て蛇を食ふ。求て得る時は舞悅ぶ。其姿を摸して此舞を作る。故に見蛇樂ともいふ（教訓抄）。○蘇芳菲。本邦雜戲の一なり。後世舞絕へ曲存す。【黃鐘調曲】喜春樂。淸和天皇の御宇大安寺僧安操の所作。東宮冠禮に此曲を奏す。○赤白蓮華樂。舞師尾張秋吉の作なり。興福寺金堂蓮華會に奏す。○海靑樂。承和年間帝神泉苑に幸し玉ひ船樂あり。勅して新曲を作らしむ。笛師大戶淸上。篳篥師尿麿等卽ち此曲を獻ず。帝感賞し玉ひ祿を賜ふ。○應天樂。仁明帝大嘗會の時。大戶淸上樂を作り尾張濱主舞を作る。○央宮樂。仁明帝立皇太子の時林眞倉勅を奉じて作るところの曲なり。○河南浦。仁明帝大嘗會の時。尾張濱主の作るところの曲なり。○感城樂。僧義操の所作なり。○淸上樂。大戶淸上遣唐使の時此曲を作り上奏す。勅により名を以て曲名とす。○長生樂。仁明帝梅花宴に帝親ら笛曲を製り玉ひ。左大臣源信舞を作る。舞童四十人麴塵袍を着け。淸涼殿前に舞ふ。催馬樂高砂の曲と同音なりと。○西王樂。仁明帝親製の曲なり。【水調】拾翠樂。仁明帝大嘗會に豐樂殿前に砂石を集め樹木を植ゑ以て山阜に擬し。縹布を敷き萍藻を散して海渚に象り船を其中に設け。舞童之に乘じ。海人の採藻に擬し。以て此曲を奏す。則ち大戶淸上。尾張濱主の作なり。後冷泉帝大嘗會の時。樂所預源賴能急を改作したりしといふ。【盤涉調曲】○秋風樂。元唐樂なり。大戶の淸上の改作に係り。嵯峨帝弘仁年間南池院行幸の時。常世乙魚新たに舞を作れりといふ。○宗明樂。作者未詳。慶堂に之を奏す。○輪臺。作者詳ならず。唐の邊地に輪臺縣あり。此地の樂歟。或は唐の開元。天寶中の作ともいへり（樂道類集）。仁明天皇の時良岑安世。勅を奉て作といふ說あるは（樂家錄引南宮橫笛譜）。我國にて始て此曲を奏せしを云か。○靑海波。又の名鳥向樂。もと龍宮の樂なるを。羅路娑羅門これを學び。漢帝これを傳ふといへり。此の曲昔は平調なりしを。承和の御時。勅に依て盤涉調に遷され。和邇部大田麿樂を作り。良岑安世舞を作り。小野篁詠を作るとみゆ（教訓抄）。○採桑老。もと三州の曲に因て作れり。三州歌は巴陵三江口の諸商客の作り謠ふ所といへり（樂道類集。引杜氏通典）。一說に百濟國採桑の翁。衰老の狀を取ともいふ（樂家錄）。用明天皇の時。大神公持始て傳ふといへり（樂家錄引舊錄）。今も天王寺派の舞なり。○鳥向樂。弘仁年間南池院行幸の時の新作にして。鷄首に向つて之を奏す故に名づく。○竹林樂。作者未詳。○千秋樂。後三條帝大嘗會の時風俗所預源賴能の作曲するところなり。

さて又【天竺】。【林邑】の樂の我邦に傳來せしは聖武天皇天平八年。南天竺の僧菩提。林邑の佛哲が渡來に際し。佛哲其國樂に通ずるを以て時の樂人をして之に習はしめたるもの八曲あり。之を印度樂の支那を經ずして吾邦に傳來せし始とす。其前後に於て唐樂と共に唐土より重傳せし曲また甚だ尠なからざるなり。今世傳ふるところの曲を擧ぐれば ○蘭陵王（沙の曲名の下に沙陀調は沙。壹越調は壹。平調は平と標す）。又羅陵王に作る。北齊の蘭陵王長恭。常に假面を著けて敵に對す。嘗て周の師を金墉の城下に擊つ。勇三軍に冠たり。齊人壯なりとして此舞を造り以て其指麾擊刺の容に效ふ。之れを蘭陵王入陣の曲と謂ふ（體源抄。引杜氏通典）。或譜に此曲は林邑國の沙門佛哲。日本に傳へ來て。唐招提寺に置といへり（舞曲口傳）。○菩薩（壹中）。林邑國の樂なり。婆羅門僧正並佛哲師等。此朝に傳ふ（仁智要錄）。教訓抄云。近來菩薩舞絕了。但大行道時。一鼓を打。鴨のむなそりの手は。是菩薩の舞の手也」とあれば。此舞の絕て久きを知る可し。○迦陵頻（壹中）天竺の祇園精舍供養の日。迦陵頻（鳥の名也）來り舞時。妙音天此曲を奏したりしを後に阿難これを傳ふといへり。もと林邑國の樂なりしが。婆羅門僧正唐土に傳へ。又本朝に傳ふ（教訓抄）。○胡飲酒（壹小）。一名宴飲樂。或說に胡國の樂なり。胡人酒を飲む時の姿を摸して舞曲とす。卽ち舞人持つ所の桴は酒杓なりしといへり。一說に仁明天皇の承和中。勅を奉じて。樂は大戶淸上。舞は大戶眞繩作るとも云ふ。然らば本朝に於て改め作るか（教訓抄）。○安摩（沙中）。一名陰陽地鎭曲。天竺の樂なるを。承和中大戶淸上。勅を奉じて其囀詞を改むといへり。舞人の面は雀の象を摸すとぞ（教訓抄）。○二の舞（沙小）。安摩の番舞として。或は右方の樂曲とす。上﨟は咲面。下﨟は腫面を著く。教訓抄に「地祇神酧舞之象。安摩と同じく地鎭曲なり」といふのみにして。傳來を詳にせず。○倍臚（平中）。一名倍臚破陣樂。楯と劍とを以て舞ふ。胡人班朗の作る所。林邑國の樂なるを。聖武天皇の時。婆羅門僧正菩提。佛哲師等これを傳ふ（仁智要錄）。唐招提寺四月八日の倍臚會に此曲を奏するは。鑒眞和尙の傳ふる所といへり（教訓抄）。○散手破陣樂（食中）。天竺の樂なり。釋迦誕生の時。師子喔王作舞といひ。又率川明神。新羅の軍を平て。歡喜の姿を摸す（教訓抄）などあれど。信じ難し。樂家錄に笛譜を引て。陽斑子敵陣を破る形なり。興陽聲樂を作る。中天竺阿維國の樂なりとみえたり。少しく據あるがごとし。○拔頭（乞小）。一名宗妃樂。唐土

の后嫉妬によりて鬼となりしにより。樓に籠られたるを破出で舞ふ姿を摸せりといふ(教訓抄)。又胡人猛獸の爲に父を噬る。其子索めて獸を殺すに象るともいへり(體源抄引杜氏通典)。もと林邑の樂なるを。婆羅門又佛哲之を傳來す(教訓抄。元亨釋書)。○蘇合香(盤大)。天竺の樂なり。昔阿育王病惱の時。蘇合香草を用ゐて愈たり。故に喜て此曲を製し。育竭といふ人舞を作る。即蘇合草葉を以て冑とすといへり。延暦の遣唐使の時。儛生和邇部島繼。此の舞を傳へ來る。然るに颯踏を忘る。仍てこれを除棄すといへり(教訓抄)。○萬秋樂(盤大)。如來在世の時。彌勒菩薩これを作る。仍て慈尊萬秋樂と名づく。聖武天皇の時。婆羅門僧正傳來す(萬秋樂秘記)。破は日藏上人作る(教訓抄)。○蘇莫者(盤)。役の行者大峯にて笛を吹ける時。山神出て此舞を奏すとも。又聖德太子河内の龜瀬にて。馬上にて尺八を吹たまひし時。山神の舞たる曲ともいへり(教訓抄)。今按するに。猶天竺の樂なるべきかと思ふ故に爰に附く。○獅子。これはもと伎樂なるを。佛會の時。菩薩。迦陵頻等に交へて行はる。故に樂器も笛。太鼓。鉦鼓のみなり。此笛は小部氏の世業なる由。

以上記す所を以て其の大概を知るべし。

タウキ 陶器は。俗に云ふ瀬戸物なり。然れども精密に云へば。土を以て燒くを土器と云ひ。石を以て燒くを陶器といふ。我國上古より土器あり。製陶の事は藤四郎より始ることセトモノの部に見えたり。抑製陶の工は神代に起り。中古以來專ら漢土の製に摸倣し。陶器に頗る雅致を加へしものと見えたり。爾來著明の陶工者輩出し。遂に今日の進步を見るに至れり。今陶器の沿革。竝に陶工のことを略叙すべし。陶は太古(神代をいふ)よりあり。須惠母乃とはこれに諸物を容れて。居置を以て名づく。其の須惠母乃は甕(瓮或は埴瓮。或は母多比といひ。或は美加といひ或は可兒といふ)。毗曳迦(毗曳迦或は保止岐といふ。扁なる陶器にして即淺甕なり)。手抉(土を埏て掌と臂の先とにて。圓形なる器を造る。是を手抉と云。其の形狀は椀に似たり)。椀(食器にて今の瓷椀なり)。甑(菜蔬を烹る瓦器なり)等なり。素盞嗚尊出雲の簸の川上に至る時に。素盞嗚尊其の土人脚摩乳。手摩乳に教へて曰く。汝衆菓を以て酒八甕を釀めと。甕は其腹甚大なり。因て腹といふ。腹は即甕なり。脚摩乳。手摩乳因て甕八箇を造り。以て酒を釀むことあり。又高皇産靈尊櫛八玉命に命じて。出雲國多藝志の小濱に於て毗曳迦若干を造り。珍味を盛て。以て大巳貴神に供せしむることあり。但此の毗曳迦は海中の埴を以て製する所の者なり。又海神豐玉彥の女豐玉比賣井の水を汲むに。玉椀を用ゐたるとあり。當時多く瓷椀を用ゐる。因て特に玉を以て作る所の者を玉椀といふ。太古に瓷器ありしこと以て見るべし○神武天皇即位前三年(戊午の歲なり)。天皇大和の賊を討平せんとす。時に椎根津彥をして。其の天香山の埴を取て。平瓮八十。手抉八十。及瓮を造らしめ。以て神祇を祭る。明年(己未の歲なり)に至りて賊平ぐ。其の埴を取りし處を號けて埴安といふ。埴安は埴を埏るの義なり(當時毗曳傳といふ者あり。瓦器に非らず。木の葉を以て盆と爲すなり。後世に至ては瓦器の毗曳傳あり。木葉の毗曳傳あり)。其の神に供するの瓮を稱して伊豆閇といふ。伊豆閇の稱此に始まる(伊豆閇後世に至ては伊波比閇といふ)。是より先和泉の大鳥郡の地に工人あり(太古よりありしなり)能く陶器を造る。因て其の地を稱して陶の邑といふ。後世これを陶器莊といふ。又大村郷といふ(深坂村。田園村。辻村。大村。北村。府久田村。高藏村。岩室村等の地なり)此の際に至て瓮陶器を製出す。本邦に於て陶器を製出するとの盛なるは。和泉の地を以て始と爲す○垂仁天皇三年(六百三十四年)。近江國の鏡谷の工人能く陶器を作る。是より先新羅の王子天日槍歸化す(天日槍の本邦に來るを以て。垂仁天皇の時と爲す者は非なり。天日槍の歸化せしは。必太古にあらん)。時に天日槍に從て共に歸化せし者あり。能く陶器を造る。鏡谷の工人は即ち其の子孫なり。是に至て。鏡谷の工人盛に陶器を作る。其の造る所の者は新羅樣の陶器なり。外邦の陶法の本邦に傳播する者は新羅を以て始と爲す○同三十二年(六百六十三年)。皇后日葉酢媛薨す。葬るに臨て天皇詔て曰く。活人をして死人に從はしむるとは故非なり。然れども朕思ふに不可なり。此の行の葬や之を如何せんと。時に出雲の人野見宿禰といふ者あり。奏して曰く。請ふ出雲國の土部一百人(或はいふ三百人)を召したまへ。臣土部等を領して埴を取り。以て人馬及種々の物象を造て。以て生人生馬等に易へて以て墓陵に樹て。以て後葉の法則とせんと。天皇其の奏する所に從て出雲の土部を召し。野見宿禰をして之を督せしめ。人馬等の像を造らしめ。始て日葉酢媛の墓に樹つ。世人これを立物といふ。立物とは墓陵に立つるの義なり。又埴輪といふ。埴輪とは埴を埏て物象を造り。墓陵の周界に竝べ埋むること車輪の如きを以てなり。本邦に於て陶製の人馬を墓陵に立つること此に始る(人像は土中に埋む。馬像は或は埋めずして墓の傍に立つ)。是に於て天皇厚く野見宿禰の功を賞し。始て土部職を置き。陶器を製するの地を定め。而して野見宿禰を土師職の長官に拜し。姓を土師と賜ふ。是より後土師氏の子孫長く出雲國。及諸國の土部工人を督し。以て朝廷に仕ふ(垂仁天皇の時。詔して俄に出雲國より陶工數百人を召す。出雲國

は固より陶工の多かりしこと以て見るべきなり）。河内國志紀郡の土師鄕。同國丹北郡の土師鄕。和泉國大鳥郡の土師鄕。上野國綠野郡の土師鄕。下野國足利郡の土師鄕。丹波國天田郡の土師鄕。因幡國八上郡の土師鄕。同國知頭郡の土師鄕。備前國邑久郡の土師鄕。阿波國名方郡の土師鄕。筑前國穗波郡の土師鄕。筑後國山本郡の土師鄕等の土師部は。皆土師連の所管の工人なり（土師部の工人は此の他尙あるべし。然れども史册に見る所なし）。○景行天皇の御宇肥前の佐嘉に神あり。山中に在て往來の人を暴殺す。其の國の縣主大荒田（縣主は方今の縣令の如き職なり）。これを患ふ。時に土人大山田女。狹山田女の二女あり。曰く下田村の土を取て人像及馬像を作り。以て之を祭らは神意必穩和ならんと。大荒田乃其の言に隨て神を祭る。神其の暴を歇て。遂に應和す。本邦に於て陶製の人馬を以て神を祭ること此に始まる○允恭天皇四年（一千零七十五年）。天皇臣下の僞て卑姓を掩て。貴姓と爲す者あるを患ひ。諸臣を聚め。神に誓て探湯瓮を大和の高市郡の辭禍戶䃔に居て。湯を沸騰せしめて手を其の中に沒れ以て眞僞を正す。詐り冒す者は手則爛る。久賀瓮は瓦器にして湯を沸すの具なり（久賀瓮を造りしことは此に始まるに非す。必これより前に在るべし。而れとも史册に見ゆる所は此を以て始と爲す。故に此に揭ぐ）。○雄略天皇七年（一千百二十三年）。天皇盛に陶器を造るの業を興さんと欲す。時に西漢才伎歡因知利といふ者あり。奏して曰く。陶器を造るに巧なる者多く韓國（百濟國をいふなるべし）に在り。召したまふべしと。歡因知利は韓國の人なり。天皇因て吉備上道臣弟君等を遣して之を召さしむ。歡因知利を以て副使と爲す。是の歲歡因知利百濟の陶工高貴といふ者を將て還る。吉備上道臣弟君は百濟に卒す。天皇乃詔して河内の桃原の地に居らしむ。是より後百濟の陶法本邦に傳播し。諸國の陶業漸く起る○同十七年（一千百三十三年）。天皇土師吾笥等に詔して。朝夕に供すべき淸器を造りて獻せしむ。吾笥乃攝津の來狹々村の工人。山城の內村。及俯見村の工人。伊勢の藤形村の工人。其の他丹波。但馬。因幡の私に有する所の工人を獻し。以て供御の陶器を造らしむ。是を贄土師部といふ。贄土師部とは。天皇の御膳に供する所の陶器を製するを以てなり。仁遞は菜蔬の義なり○顯宗天皇の御宇。天皇一日宴を開き瓜を以て肴となす。盛るに盤を以てす（盤を造りしことは此に始まるに非らす。必これより前に在るべし。而れども史册に見ゆる所は此を以て始と爲す。故に揭載す）○左瓫とは淺きの義にて淺底の器なり。其の形狀方今の皿に同し（上古毗瓫傳といふ者は。木葉を以て盆となすなり。當時は毗瓫傳に代ふるに。或は左瓫を以てす）。用明天皇元年（一千二百四十六年）。百濟の威德王。瓦博士麻奈父奴。陽貴文。陵貴文。昔麻帝彌の四人を獻す。是より後本邦に於て始て瓦を造り。以て屋を葺く○大化元年（一千三百零五年）孝德天皇歷世の政體を改革し。職を世にするの制を廢し。土師連の督せし所の土師の工人を收め。筥陶司を置き。以て其の所管と爲し（古老傳へて曰く。此の際肥前の地に於て能く陶器を製すといへり）。土工司を置て。瓦を作ることを掌らしむ○大寶元年（一千三百六十一年）。文武天皇制して。更に筥陶司の職制を定め。正一人。佑一人。令史一人を置き。而して陶器を製する工人の戶を定め。其の工人の作る所の陶器を收め。且其の出納を掌らしむ○同三年（一千三百六十三年）。是の歲諸國疫疾あり。百姓多く死す。始て土牛の大儺を作る。土牛の大儺とは土牛童子（壓勝鬼の像なり）の像を陶製し。以て門に立て以て年中の惡氣を逐ふなり○養和元年（一千三百七十七年）。此の際出雲國秋鹿郡の里人云く。瓱甕等の陶器郡中の惠曇池の水底に在り。而して其の數巨多なり。其の何の爲なるをしらずと（出雲は固より陶工多し。上古其の地の土師の工人の作りし所の者なるへし）○寶龜元年（一千四百三十年）。孝謙天皇崩す。時に宮內省。大膳職。大炊寮。造酒司。筥陶司の監物（監物は官人なり）等各一人を以て。命して役夫を養ふ司と爲し。以て陵を起さしむ。當時陶製の器を以て。役夫の食器及日用の雜器に充てしこと以て見るべし○延曆十三年（一千四百五十四年）。桓武天皇。都を山城の長岡より同國宇多に遷す。號して平安城といふ。碧瓦を造り。以て大極殿の屋を葺く。碧瓦は瓦に碧釉を施せる者なり。本邦に於て碧瓦を造ると此に始まる。天皇都を平安城に奠めてより以來。天下の形勢一變し。舊俗を改めて新樣を用ゐる者多し。此の際支那の商賈寶器を齎ち來る。朝廷及搢紳これと貿易して獲て甚これを賞愛す。其の器茶を盛る者多し。時人因て支那舶來の陶器を名つけて知也和无といふ。又知也宇和无といふ。旣にして又本邦に於て製する所の陶器も亦知也和无といひ。知也宇和无と稱するに至る○大同三年（一千四百六十五年）。平城天皇制して諸司の冗員を省き。筥陶司を以て大膳職に合併す。爾來陶器を此の職に掌る。此の際土工司を木工寮に合併す。爾來此の寮に於て瓦を作ることを掌る（土工司を木工寮に合併せし歲月詳ならず）。○貞觀元年（一千五百十九年）。是より先河內。和泉の人陶山の地を爭ふ。陶山は和泉と河內との國界にあり。是に於て朝廷紀今影櫻井田部貞雄麻呂を其兩國に遣はして辨決せしむ。兩國の工人陶を製せんが爲に薪を此山に採る。故に交地を爭ふなり。今影等判決して和泉の地と爲す。陶山は太古より以來。工

人陶器を製するの巧を傳ふるの地なり(後世の人此の地より出す所の陶器を以て行基燒と稱す。僧行基は和泉の人にして高僧なるを以て。陶器を製するの法も亦行基の創意に出づと爲す。故に此の地の製に類似せる者も。亦概して行基燒といふ皆誤なり。和泉國の地に於て陶器を製出するとは。太古より起れること本文にいへるが如し)〇延喜五年(一千五百六十五年)。醍醐天皇制して畿内諸國の陶器を出すの地は。池由加及び瓱(池由加及瓱は並に大瓶なり。大さ二石許を受くるものなり)。各一口を以て八丁に充つ(八丁に充つとは。八十日の役に充て。此の二物を輸すをいふ。以下これに倣へ)。瓱(扁き大瓶なり。四斗八升許を受く)。一口を二丁に充て。缶(瓶の類二斗許を受く)。三口を二丁に充て。由加(四斗許を受く)。一口を一丁に充て。熓瓮(消壺火なり一石二斗許を受く)。二口を一丁に充て。蓋ある脚短坏(脚短坏とは長けのみしかき坏にて趺臺ある器なり一合二勺許を受く)十三合を一丁に充て。其蓋無き者(一合二勺を受く)。二十口を一丁に充て。筥坏(方なる坏なり一合六勺許を受く)三十四口を一丁に充て。蓋ある水椀(水呑椀なり四合許を受く)十三合を一丁に充て。其の蓋なき者(四合許を受く)二十口を一丁に充て。多志羅加(後の開き瓶なり。四升許を受く)二口を一丁に充て。大山甖(水を蓄ふる器六升許を受く)二口を一丁に充て。叩瓮(盆なり一升二合許を受く)。二口を一丁に充て。𤭯(手洗盆なり二升許を受く)十口を一丁に充て。水瓮(水を蓄ふる盆なり四升許を受く)。三口を一丁に充て大甖(水を蓄る器なり四升許を受く)三口を一丁に充て。洗盤(諸物を洗ふ水盤なり。四升餘を受く)。三口を一丁に充て。中甖(三升二合許を受く)。四口を一丁に充て。平瓶(二升許を受く、。四口を一丁に充て。酒壺(二升許を受く)。四口を一丁に充て。等呂須岐(臺ある器なり。二升許を受く)。四口を一丁に充て。缶蓋(盆の蓋なり。徑六寸)。六口を一丁に充て。高盤(高さ六寸徑一尺二寸)。七口を一丁に充て。小甖(一升二合を受く)。八口を一丁に充て。鉢(二升許を受く)。八口を一丁に充て。臼(陶製の臼なり。二合許を受く)。八口を一丁に充て。水瓶(二升許を受く)。十口を一丁に充て。酒垂(今の酒壜の類徑り一尺二寸)。十口を一丁に充て。祭壺(神事に用ひる壺なり。一升二合許を受く)。短女坏(粥を盛る器なり。一合二勺許を受く)二十口を一丁に充て。小坏(一合二勺許を受く)二十六口を一丁に充て。片盤(蓋のなき盤なり徑り九寸)。二十五口を一丁に充て。虀坏(菜蔬を盛る器なり)。燈盞(燈蓋なり。各八勺以上を受く)。各五十口を一丁に充つ。又畿内にある所の土師の造る所の器は。火爐蓋(徑り一尺五寸)。八口を一丁に充て。平鍋(扁き鍋なり八合許を受く)。五十口を一丁に充て。河内の玉手土師の造る所の鉢(四合許を受く)五十口を一丁に充て。間坏(小坏より大なるもの二合許を受く)。一百口を一丁に充て。贄土師の造る所の鋺形の陶器(徑り六寸)。五十口を一丁に充て。片盤(蓋のなき盤なり徑り一尺)。二口を一丁に充て。鐺子(釜の類なり四升許を受く)。十口を一丁に充て。甑(二升四合許を受く)。十口を一丁に充て。手洗盤(徑り二尺)。二口を一丁に充て。手湯瓮(湯を盛るの盆なり。徑り六寸四升許を受く)。二口を一丁に充て。水椀(八合許を受く)。十口を一丁に充て。瓮(扁き器なり四升許を受く)。八口を一丁に充て。大高盤(高さ五寸徑一尺二寸)。七口を一丁に充て。粥前下盤(粥盤の下盆なり徑り一尺四寸)。六合を一丁に充て。酒盞及汁漬坏(汁漬坏は酒に浸したる菜蔬を盛る器なり。各徑り二合許を受く)。各二十合を一丁に充て。中片坏(蓋のなき坏なり。徑り六寸一合六勺許を受く)。七十五口を一丁に充て。吐盤(片口の類なり。徑り一尺八寸)。三口を一丁に充つ。又畿内に在る所の坏作の土師の造る所の酒盞(徑り五寸)。六十合を一丁に充て。小高盤(高さ五寸徑り六寸)四十八口を一丁に充て。中片坏(徑り六寸)。一百九十九口を一丁に充つ。七道諸國の陶器を出すの地は。池由加。瓱(二石許を受く)。各一口を以て三丁に充て。甕(六斗を受く)。二口を一丁に充て。小由加(四斗を受く)。四口を一丁に充て。小甕三口を一丁に充て。酒壺六合を一丁に充て。缶六合を一丁に充て。瓮十二口を一丁に充て。爐瓮(火を藏むる器にて火鉢の類なり)。八口を一丁に充て。乳着たる瓮八口を一丁に充て。洗盤十二口を一丁に充て。水瓶十二口を一丁に充て。大酒瓶十二口を一丁に充て。平瓶十二口を一丁に充て。蓋有りて柄無き大瓶十二口を一丁に充て。柄有る(柄有るは今手の有るといふに同し)。大瓶十二口を一丁に充て。大壺十二口を一丁に充て。大高盤十二口を一丁に充て。叩瓮八口を一丁に充て。麻笥盤(桶に似たる盤なり)。八口を一丁に充て。大盤十二合を一丁に充て。負瓶(脊負ふて歩行する瓶也)八口を一丁に充て。筥瓶二十四口を一丁に充て。陶製の臼二十四口を一丁に充て。鉢三十口を一丁に充て。酢瓶の下盤四十口を一丁に充て。柄有る酢瓶四十口を一丁に充て。小盤四十口を一丁に充て。筥坏樣の脚短の坏(筥坏に似たる足の短き坏也)。四十口を一丁に充て。陶製の大椀四十口を一丁に充て。小壺二十四口を一丁に充て。小甕二十四口を一丁に充て。蓋有る椀二十口を一丁に充て。蓋有る小瓶二十口を一丁に充て。陶製の御椀(天皇供御に備ふる椀也)二十口を一丁に充て。柄有る中瓶十六口を一

タウキ

丁に充て。柄有る中壺十六口を一丁に充て。柄有る小盤二十二口を一丁に充て。柄有る小瓶三十口を一丁に充て。片椀三十八口を一丁に充て。箸壺(箸を納る壺なり)八十口を一丁に充て。片盤八十四口を一丁に充て。深坏(底の深き坏なり)六十口を一丁に充て。御取坏(天皇の供御に備ふる坏なり)八十二口を一丁に充て。大小筥坏八十二口を一丁に充て。菜蔬(菜蔬を盛る坏なり)八十二口を一丁に充て。片坏八十二口を一丁に充て。醆坏一百口を一丁に充て。燈盞二百口を一丁に充て。猴膝研(猴の膝に似たる硯なり)二口を一丁に充て。清坏(神供の坏なり)。八十口を一丁に充て。斐坏(神供の坏なり)。一百二十口を一丁に充て。乳戸(牛乳を蓄ふる器なり)。四口を一丁に充て。後盤(後出て居らざる盤なり)三十四口を一丁に充つ。而して陶器を以て調と爲す國は。大和。河内。攝津。和泉。近江。美濃。播磨。備前。讃岐。筑前の十國なり。又年料の雜品(一歲の中別に入用の雜品をいふ)と稱して。別に尾張。長門の二國に命じて。瓷器若干を造り。以て民部省に納めしめ。其の價は其の國の正稅を以て辨ぜしむ。(按するに當時尾張。長門に於て造る所の瓷器は。諸國の調貢の瓷器に勝る。故に此制ある歟)○承平。天慶(一千五百九十五年より一千六百年に至る)の亂を經て。諸國陶器を製するの業漸衰へ。其の調貢は遂に他物を以て代へて獻ずるに至る○承久三年(一千八百八十一年)京師亂あり。爾來大膳職漸衰へ。其工人陶器を製すること甚尠し○後堀河天皇の御宇尾張の春日郡(方今の春日井郡也)瀨戸邑に陶工あり。加藤四郞左衞門景正といふ。支那(宋の時代なり)の法を傳へて能く陶器を造る。尾張の瀨戸窯此に始まる。其の子孫亦能く業を襲く○後宇多天皇の御宇。近江の信樂の地に工人あり。能く陶器を作り以て農具に備ふ。是を信樂燒といふ○後醍醐天皇の御宇。伊賀の工人能く陶器を作り以て農具に備ふ。是を伊賀燒といふ○後小松天皇の御宇。備前の忌部の工人能く陶器を作り以て農具に備ふ。之を忌部燒といふ○後柏原天皇の御宇。長門の萩の工人能く點茶家の用ゐる所の茶碗を作る。是を萩燒といふ。此の際遠江の志登呂邑の工人能く茶瓶及壺を作る。是を志登呂燒といふ○正親町天皇の御宇。丹波の工人能く皿及鉢等を作る。是を丹波燒といふ○天正四年(二千二百三十六年)。織田信長大に近江の安土に城き。城樓の屋宇を葺くに瓦を以てす。是より先信長支那の瓦工を召す。名を一觀といふ。是に至て命して明樣の瓦を造らしむ。本邦に於て。明樣の瓦を用ひること此に始る。爾來人皆瓦屋を營むに明樣の者を用ひる。是に於て工人瓦を造るに漸舊制を舍て。遂に明樣に歸す(舊制の瓦は布文あり。俗に奴乃免賀波良といふ)。是の時に當て。諸國の陶工も亦法を外邦に倣ひ。或は自發明する所あり。各所在に窯を開き。業を營み。遂に今日の盛大なるに至れり。(天正已前より業の盛なる者あり。天正の後業の興る者あり。而して其の中益盛大に至る者あり。一時盛にして廢する者あり。興廢一ならず。故に此の部は後堀河天皇より以後のことは。他の部と體裁を異にして分くるに國を以てし。國の中に窯を以てし。其の窯の興廢且其の工人の傳統。及製出する所の器物の精麤の概畧を記し。以て捷覽に便す)。而して其の盛に製出する所の者は。茶椀。蓋ある茶椀。盞鉢。壜(酒を入るゝ器なり)。鍾口(底深き器なり)。洒鍾口。擂盆(食物をすりて細かにする器なり)。水甕。葉茶壺(茶を貯ふる器なり)。土瓶(茶を煎る器なり)。急須(茶を煎る小器なり)。水滴(硯に用ひる水を貯ふる器なり)。筆筒(筆を入るゝ器なり)。香爐(香を燒く器なり)。花瓶(水を貯へ花木の枝を挿む器なり)。花盆(草木を植ゐる器なり)。火盆(炭火を入るゝ器なり)等なり。屋を葺く瓦に至ては國として製せざる所なし○陶工。陶工は太古(神代をいふ)よりあり。而して其の誰に始まるを知らず。當時和泉の地に陶邑あり。陶器を造ること最多きを以て此の名あり。其の地工人の多かりしことも亦以て見るべし。太古に製出する所の者は甕(今の瓶の類なり)。毘瓦迦(今の平瓶の類なり)。手抉(今の手頭捏造の類なり)。埦(今の椀の類なり)。甗(今の鍋の類なり)等なり。抑本邦の陶巧は其初人々僅に日用に便するに止り。而して垂仁天皇の土師の職を置き。諸國に土師部の民を定め。土師職をしてこれを管せしめてより。雄略天皇の業を勸むるに至て稍盛なり。是より後陶器の品類歲月に多く(神武天皇以來製出する所の陶器の品類甚多し。其の大略は陶器の條に揭載す。宜しく參看すべし)。其のこれを用ひるも亦歲月に多し。孝德天皇の時に至て。天皇歷世の政體を改め。土師職を廢し。更に筥陶司を置き。大膳職に屬し。其の司をして陶工を管せしめ(太古より孝德天皇に至迄工人業を世にす。天皇制度を改定してより以來。工人必しも業を以て世襲せず。其の才技に長する者皆此の業を爲す)。又諸國陶器を製するの地は。陶器を輸して以て調に充てしめてより。陶業始めて盛なり。而れども其の製出する所の器未釉を施すに至らず。唯能く舊法を守るのみ。元明天皇。聖武天皇の間に至て工人始めて釉を施するの器を製出す。而れども其の釉を施す者は甚尠し。以て業の進歩と稱するに足らず。桓武天皇の時に至て陶製稍進歩し。釉を施す者も亦昔日より多し。平城天皇の時に至て。筥陶司を大膳職に合併す。醍醐天皇の時に至て諸國陶器を製すること益多し。而して其の品類も亦新規を出す。朱雀天皇の時に至て。平

將門。藤原純友亂を東西に作す。之に加ふるに海賊强盗諸國に蜂起し。官物を掠奪し。或は抑留す。既にして事無爲に屬すといへども。而れども尙亂世の餘風を承け。諸國の陶工多く業に脇かす。每歲獻ずる所の陶器も他物を以て代へて獻ずるに至る。是に於て陶工の業始めて衰ふ。仲恭天皇の時に至て京師亂あり。爾來大膳職漸微なり。時に尾張の瀨戶の陶工加藤景正といふ者あり。能く陶器を作る。後世景正を以て。尾張の陶業の中興と爲す（後世陶器を總稱して瀨戶物といふに至る）。是より後諸國の工人更に發明する所ありて所在に窯を設け。各陶器を製す。（諸國に於て陶器を製すること陶器の條に詳にす）。後柏原天皇の時に至て。伊勢の松坂の人祥瑞（通稱を五郎太輔といふ）といふ者あり。支那（明の時代なり）に往て。磁器を製するの法を學び。其の技妙處に到る。既にして本邦に還り。其の法を肥前唐津等の工人に傳ふ。肥前に於て磁器を製するの初なり（後世鎭西の人磁器の異名を唐津といふに至る）。是より後磁器を製するの法諸國に傳播す。正親町天皇の御宇に至て。支那（明の時代なり）の人一觀といふ者。本邦に來り。支那様の（明様の瓦なり）瓦を造る。爾來瓦工これに倣ふ。是に於て瓦の形狀及び製法共に一變す。後陽成天皇の時に至て。德川家康大政を奏決す。爾ありてより以來。諸國の陶を製するの業。及瓦を造るの業歲月に起る。其の中或は窯を廢する者ありと雖とも。而れども其の廢するは尠く興るは多し。而して今日に至る。其の製出する所の者は輕薄に流るゝ者多しといへども。而れども其の業の盛なること。今日の如きは未曾てこれ有らざるなり（以上工藝志料）。以下諸書に散見せるものを雜載すべし。但し聊重複を免れざるべし。看む人取捨せよ。日本紀云。垂仁天皇三年。新羅王子天日槍來朝止ニ此國一。是以近江國鏡谷陶人。則天日槍之從人也。同時出雲國有ニ野見宿禰者一。勇力而且能以レ埴作ニ人形及陶器一。行基菩薩在ニ泉州一教レ人作ニ陶器一。呼ニ其邑一曰ニ陶器村一。于レ今稱ニ行基燒一者間有レ之。形色不レ精也。中古尾州瀨戶多出。故總名ニ瀨戶物一。江州信樂城。長州萩。並得ニ其名一。如今自ニ肥前伊萬利一多出レ之。其靑綠繪及金錦繪。不レ劣ニ於中華南京者一也。京師押小路。粟田口。淸水。皆多有。而土之硬輭。藥之濃淡各有レ異。按茶盌。高麗窰爲ニ上品一。有下稱ニ三島手一者上。竪細繪文幽似ニ三島暦一。故名。始渡者今至ニ四百年餘一。有ニ井戶茶盌者一。其形不レ一。大抵有ニ細裂文一（俗云華幽）。初來者至ニ三百年餘一。相亞者名ニ井戶脇一（又有渡唐屋者）。熊川。即朝鮮咸鏡道地名。大抵高臺裏不ニ藥染一。所レ圖譯反形也。割高臺與ニ井戶一同時物希有レ之重器也（譯音膳器緣也）。棘朓。繪高麗。雲鶴。刷毛目。金海。御本判事等數品不レ遑。伯耆不レ劣ニ井戶一。其外長二郎之樂燒。大阪高原燒等。或有下亞ニ于高麗一者上。長門萩。肥前唐津。尾州瀨戶。京師黑谷。淸水。御室之茶盌天目最多。皆可レ吃ニ薄茶煎茶一。南京染付茶盌。淨白土膚甚濃密。而藍色之染付鮮明。多人形花鳥也。近年出ニ赤繪金襴手一。甚華美也。肥前伊萬里窰不レ劣ニ于南京一（有ニ加喜右衞門者一細工得ニ其名一）凡南京伊萬里之白磁者。澄ニ茶色一不レ佳ニ于濃茶一。宜レ酌ニ煎茶一耳（和漢三才圖會）陶器は神代よりあるにや。大巳貴命の時。茅渟縣に大陶祇と云神あり。舊事記に見えたり。茅渟縣は今和泉國に屬す。今も和泉國に陶器村あり。これ大陶祇の住し所ならん（俗說に。行基始て陶器村に居て陶器を作るといふは誤なり）。古は多く土器陶器を用らる。然ば職員令に筥陶司あり。筥陶正は掌ニ筥陶器皿一と侍る（和事始）。茶碗の物といふ事古書にあるは磁器の事也。磁器とはやき物の道具也。茶碗はやき物なる故。おしなへてやきもの〻事を。ちやわんの物と俗にいひし也（今江戶にてやき物の事を。おしなへてせと物といふ類也。瀨戶燒にあらぬ物もせと物といふ也）。茶碗の香爐など〻云も皆やき物の事也。古今著聞集卷五（和歌の部）に。女房のもとへ師子のかたをつくれりける茶碗の枕を奉るとあるも。獅子の形を作りたるやき物の枕也。又仙傳抄に（三條殿の出立花の法を書）ちやわんのくわひんをちやわんの臺にすへべからす。くはりんのぼん又くはりんの卓なんどのうへにおく。或はかんぱんなどにてもよき也云々。是又やき物の花瓶やき物の臺を云也。又將軍義輝公。三好義長亭へ御成の記に。三具足。香筯。火筯。香合卓子にすはる。茶碗の三具足也云々。是又やき物にて三具足（鶴龜の燭臺。花瓶。香爐）。を作りたるを云也（貞丈雜記）。南京の陶器に。五良大輔吳祥瑞造と。銘を書たるあり。祥瑞は。日本勢州松阪の陶工なり。入唐の間彼邦にて製したる物なりと云ふ。明の正德八年（後柏原院。永正十年に當る）。歸國の時。李春亭なる者送別の詩あり。玉川翁の掌記より抄出して。同好の士に傳ふ。詩送下居士五良大夫歸中日本上。敬將ニ玉帛一覲ニ天顏一。回レ首扶桑杳渺間。舡泊古鄞三佛地。杯傳新酒四明山。梅黃細雨江頭別。帆引ニ淸風一海上還。明到賢王應レ有レ問。八方職貢溢ニ朝班一。大明正德癸酉夏六月朔四明李春亭。原本は。勢州丹生の神宮寺に藏すると也。」又吳須手の事。白石先生。安澹泊に答へらるゝ書に（新安手簡に出）茶人茶碗の下品なるをごす手と申す來由を尋候得ば。子昂を打返し。手の惡きと申事と申候。是等も京都將軍の世の俗語と聞え候とあり（桂林漫錄）。陶器の古さは神代に嚴瓮ありて。いづへと訓崇神紀にいむへと訓たり。其後雄畧紀十七年春三月云々。土師連等。使レ進下應レ盛ニ

朝御膳ニ清器上者。於レ是土師連祖吾笥。仍進ニ攝津國來狹々村。山背國內村。俯見村。伊勢國藤形村。及丹波。但馬。因幡。私民部一。名曰ニ贄土師部一と見え。又日本後紀廿四。弘仁六年正月癸酉朔云々丁丑。造瓷器生尾張國山田郡人三家人部乙麿等三人。傳習成業准雜生聽出身とみえたり。瓷は和名抄に。唐韻云瓷瓦器也といふを擧て。俗云瓷器之乃宇豆波毛乃とあるは音にて呼しなり。玉篇に瓦器總名とあるは。こゝにて今世燒ものといふ程の義にや。和名抄にいふ處はさにあらず。字彙に陶器緻堅者潘安仁笙賦傾縹瓷以酌醽とあるに同意にて。藥のかゝりたる陶器をいふなり。こゝにて上藥を掛て燒事はいと後の事と見えたり。之を專ら茶碗と云しにや。江家次第春日使の條。中關白爲使於兼時。山崎家飮水。兼時依無土器以茶垸獻之。關白有疑色。兼時得意乍給茶垸渡前。又續古事談(一)圓融院大井川に御行に。大入道殿攝政の時御膳まうけられけり。茶碗にてそありける。十訓抄に德大寺の右大臣打任せてはいひ出難き女房の許へ。獅子のかた作りたる茶碗の枕を奉とて云々。此茶碗と云は今俗に燒物又瀨戶物と云が如し。源氏物語(末摘花)。御たいひそく樣のもろこしのものなれど。孟津抄秘色今の茶碗也。秘色は磁器越州より奉るもの也。其色翠青にして殊に優れたり。仍て是を秘藏して尋常に不川故號秘色云々。河海に此分也取要裁之。花鳥餘情李部王記云。天曆五年六月九日。御膳沈香折敷四枚瓶用秘色云々。うつほ物語に云。ひそくのつき。今按秘色は青き茶碗の類を云也(右湖月抄)。孟津抄に是を秘藏して云々と云るは誤也。五雜俎に陶器柴窯最古。今人得其碎片亦與金翠同價矣。蓋色既鮮碧而質復瑩薄。可以雜飾玩具而成器者。杳不可復見矣。世傳柴世宗時燒造。所司請其色。御批云。雨過青天雲破處這般顏色做將來。然唐時已有秘色。陸龜蒙詩。九天風露越窯開。奪得千峯秘色來。惜今人無見之耳。余謂洛中人有。掘得漢唐時墓者。其中有陶器色。但淨白而形質甚粗。蓋至宋而後其製始精也。また侯鯖錄云。今之秘色磁器世言錢氏有國。越州燒進不得臣庶用之故云秘色。陸龜蒙進越器詩云。九秋風露越窯開云々。乃知唐已有秘色非錢氏爲始とみゆ。秘色とは人巧の及びがたき色といふ義也。今青磁と稱するものなれども。質瑩薄と稱すへき青器こゝにわたらず。漢土にすら碎片も稀なれば。こゝになきは理也。其色鮮碧にしてよの常なるとは異なるべし。猶この外に定汝官歌の四種あり。みな宋の代の器なり。清の朱琰が陶說六卷あり。今古の陶器を論する事いと委し。其說に陶器のを太古よりありといへども。唐に至りて盛なり。諸州に是を作る。其內越州窯勝れたり。瓷器青くして茶を點るに茶色綠なる故陸羽之を上とす。陸龜蒙か詩云々と作れり。吳越錢氏の時秘色と稱するものこれにもとつけり。後周世宗の時に燒ものを柴窯といふ。汴を都とす。唐の時河南道に屬せし處なり。其地もとより陶に宜きゆゑ。宋の政和中官窯といへるも汴の地なり。汝もまた唐の河南道所管の州なり。傳へいふ柴窯を燒く所司器の式を請しに。世宗その狀に批して。雨過青天雲破處の顏色に做せといへり。昔人云寶に柴窯はそら色にして鏡の如く薄きこと紙のときとなむ。今も其碎片を得る者は玩具の飾とすといへり。定窯は典籍便覽に。柴定黑定はその色によりて呼也。其價高きを古定にひとし。みな定州より出。東坡か詩に定州花瓷琢如玉といへり。本朝にて定州の白磁器芒有て用に堪ず。遂に汝州に命せて青磁を作らしむ。老學庵筆記。故都時定器不入禁中。惟用汝器。以定器有芒也。按に器邊毀剝するを芽といふ。芒とも通へり。陶說に定州は今眞定府に隸す。宋南渡の前を北定といひ。後を南定といふ。但し南渡の後窯をいつくに移したるか。定に南北といふものは。官窯とまがひたるにはあらざるか。元の代には鈒金匠彭均寶といふもの。定器に效ひて作れり。これを彭窯といひ。また新定といふ。典籍便覽霍器出霍州。元朝鈒金匠彭君寶效古定制。折腰而滋潤者貴。質粗而色黃者價低。外有淚痕者。是眞劃花者最佳。素者亦好。綉花者次之。また彭窯土脈細白者與定相似。皆滑口鈌滋潤極脆。不甚値錢賣。古董者稱爲新定器。好事者以重價救之可矣。斯れば新定とはもと道具屋の稱呼なり。あまり下劣にとりあつかはれ。好事者價をよく買ふへしとやうに聞ゆ。汝窯は陶說に瑪瑙を製して釉水に用。釉水上にかくる藥也。淡青色にして蟹爪紋あり。磁器のクワンシウは是蟹爪紋なり。君臺觀に云。琯瑤土むらさき色也。藥もうす紫色にてひゝきたるを云也。青き茶碗にもひゞきあり。青クワンニウと云なり。又定州ひゞきとも云へり。これもと官窯の字音なり。それより後にはうつりてすべてひゞき入たるをクワンニウと云て。ひゞきの名のやうに思ふは非なり。古窯柴汝尤勝る。次は官定なり。官は宋の政和の間京師に窯をたてゝ燒。此を官窯といふ。宋南渡の後舊京の遺製によりて窯を修內司にたつ。これも亦官窯と云。其土紫色なる故紫口鐵足の稱あり。紫口とは釉水下にながれて。口にはうすくかゝる故坏の土色(坏とは木地をいふ)。少し透て見ゆるをいふ。鐵足は釉水をかけざる處なれば坏の土色なり。典籍便覽に官窯宋修內司。燒者土脈細潤色青帶彩紅濃淡不一。有蟹爪紋紫口鐵足色。好者與汝窯相類。有黑土者謂之烏泥。窯僞者皆龍泉所燒無紋路とみえたり。柴汝の器は存するもの絕て少し。官定は希にありといへどもこれも得がたし。定州には南北新の三定あり。官窯にも舊

京修內司また郊壇下新窯といふもの有。其うへ僞造の處々より出れは。好事家鑒定ぶりて是は定。是は官などいふものおぼつかなしといへり。哥窯は南宋の時。處州の人章姓兄弟各一窯を主り。章一兄なる故にそれが燒所を哥窯と云。春風堂隨筆。哥窯淺白斷紋號白圾碎。宋時有章生一生二兄弟。皆處州人主龍泉之球。田窯生二所陶靑器純碎如美玉。爲世所貴。卽官窯之類生一所陶者色淡。故名哥窯と見えたり。雲谷臥餘には生一所製爲佳。故以哥窯別之。哥窯多斷紋。今溫處人稱爲章窯云と有。かゝれば春風堂の說と表裏の違也。哥とは兄をいふ。さるを徐氏筆精に。甆器有哥窯。壽州有舜哥山。此窯所出今賞鑒家解哥謂其兄所製悞矣。といへるはいたくたがへり。龍泉窯も古物はよきよし。典籍便覽に龍泉窯古靑器土脈細且薄。翠靑色者貴。紛靑色者低。有一等盆底雙魚。盆口有銅掇環體、厚者不甚佳。五雜俎に今につたふる器たゞ哥窯のみ得やすきは。其質厚く藏むるに耐れは也。定汝は白きが玉の如くして余き物なし。宋の宮中に用ひしは。大かた銅鈴其口以是損價といへり。ふくりんしたるを嫌へり。陶說今之求定汝者。卽以銅鈴口爲眞。骨董家之講古往々如此。器の口に銅のふくりんかけしは滑らかならぬ故なるへし。こゝに天目はみな銀にてふくりんかけたり。宋の代の風なり。盞底に魚あるもの。是は造りたるにて畫にはあらす。今もありて筆洗なりとす。杜撰にいふにや。また染付にも鯉などかきたるも是を寫したる也。然るを僧狄溪が下繪なりとて牧溪鉢と稱る笑ふへし。藍染付の器年號などある事は明の代より起る。五雜俎に今龍泉窯世不復重。惟饒州景德鎭所造。徧行天下。每歲府須一式度紀年號於下。然惟宣德款製最精。距迄百五十年。其價幾與宋器埒。嘉靖次之。成化又次之。世宗末年所造。金錄大醮壇用者又其次也。成化は嘉靖より前なれ共次とす。世宗は嘉靖中の君なり。今本邦にて萬曆の款製なるをめづるは。よき物多ければなり。成化嘉靖は彼こにてよしとするより。僞造多かるへし。王世懋が二酉委譚に。江西饅州府浮梁縣科第特盛。離縣二十里許。爲景德鎭官窯設焉。天下窰器所聚其民繁富。甲於一省。余嘗以分守督運至其地。萬杵之聲殷。地火光燭天。夜令人不能寐。戲目之曰四時雷電。帝京景物畧首成窯。次宣次永次嘉。其正弘隆萬間有佳者。又云成杯茶貴于酒。米貴于靑。其最者鬪雞可口謂之雞缸といへり。これは白壇琖の內染付の文字なり。茶字をすくれたりとす。されは共壇琖は雞缸に及はざるなり。陶說に饒州府浮梁縣西興鄕の景德鎭は。水土陶に宜し。鎭を設しは宋の景德中なりしかば景德鎭と名く。宋元のころは命あれば窯を開き。さなければ常は止たる故其器傳はれるものまれなり。古窯は靑瓷をおもんじけるが。明の代に至りて彼秘色といへる物は絕て。專ら白瓷靑花或は五彩を加ふ。永樂窯よしといへども。宣德成化の下嘉靖の上にあるへし。明の陶器は宣成に過る物なし。宣德の時黑顏石また畫燒靑といへるものを用れ共。そめつけの靑料は蘇泥勃靑を用ゆ。成化の時に絕たり。回靑は正德の頃に得て。嘉靖の時盛なり。鮮紅土は此時絕たり。赤繪の藥なるべし。帝京景物畧云。永尙厚。成尙薄。宣靑尙淡。嘉靑尙濃。小注に成宣用靑之漂。去其沉脚。嘉靑全用濃者とあり。また成靑未若宣靑蘇渤泥靑也。宣彩未若成彩淺深入畫也。嘉萬之回靑特爲幽。菁鮮紅土盡絕色。止礬紅而靑盛作隆窰之。春宮不入鑒藏是其別而已。又云今市所爭購多當年不中御用者。其有龍紋五爪不落民間。或磔去一爪而亦市之。赤繪は後にもあれど鮮紅にあらず。燒法前に及ばず。礬紅色となる鮮紅土は西紅寶玉を末となし。紅魚などを畫くに寶光鮮紅目を奪へり。嘉靖の靑花五彩製器傳るといへども。この時杯を造る麻倉の土竭むとする程にて。體質宣成に及ばず。隆慶萬曆に至て。麻倉土竭たる故。縣の境吳門托の新土を掘用。靑科も外國の產は繼とあたはずして絕たり。神宗の時尙食御前の成化杯一雙直錢十萬といへり。當時貴重かくの如し。野獲編に窯器成化を貴び。次は宣德なり。此頃成化酒杯每對銀百金といひ。曝書亭集に萬曆器は白金數兩。宣德成化款のものは是に倍蓰す。雞缸は白金五鎰にあらざれば買がたしといへり。淸の代に至りて順治十一年に。饒州窯龍缸欄板等の器を造らしめていまだ成らず。民を累はさむことを恐れて止む。康熙十九年朝官を簡び。帑を給ふ事。市價よりも厚し。こゝに於て造るもの益精く。前代に珍重せる處のものに劣らず。又古人のいまだ考へつかざることなどを工み出せり。陶器に釉水かくるに古へは筆にて塗たり。不勻なる處は數遍ぬる故に藥厚く堆脂のことし。今は竹筒に細紗を蒙て。是を蘸して吹かくる也。但し圓器の小きものは缸內に於てひたす。釉を吹は琢器と圓器の大なるものにすること也。今新渡の器物大なるものを見るに。其釉水汗の出たるやうに平らかならぬはこの故。天爵堂筆餘に。本朝永樂宣成正嘉窰器。與宣廟銅爐數百年後價。視宋時諸甆商周彝鼎。必翔宋甆色製雖古雅而器之精工細澤遠遜今代。彝鼎出土者反易毀。宣爐在今日已不多得矣といへり。されと古物はそれに就て。古を考ふへき便となれは貴ふとあり。五雜俎に蔡君謨云。茶色白故宜於黑盞。以建安所造者爲上。此說余殊不解。茶色自宜帶綠。豈有純白者。卽以白茶注之。黑盞亦渾然一色耳。何由辨其濃淡。今景德鎭所造小壇盞。倣大醮壇爲之者。白而堅厚最宜注茶。建安黑窯間有藏者。時作紅碧色但免俗

爾。未當於用也といへるは非なり。蔡襄が進茶錄にいへる處は點茶なり。點茶はこゝにても黑樂燒をよしとするは蔡が說の當れる事を知べし。白き茶碗のよきは煎茶のこと也。考槃餘事にも宣廟時有茶盞料。精式雅質厚難冷。瑩白如玉。可試茶色最爲要用。蔡君謨取建盞。其色紺黑似不宜用といへり。謝肇淛居隆等は煎茶をもて點茶を論ずるに似たり。こゝに古く建盞と稱するは建安の黑盞なり。烏盞といふも黑きをいふなり。建盞を天目と稱す。其名義を知らず。按るに星あるを星建盞といふ。天目と名づけしは星あるによるなるべし。然るを同じ建盞なれば。星なきをも天目ととなへてより。後には星あるを曜變と誤り呼こと起りしにや。窰變といふことあるを聞誤り。星あるに依て曜變と心得たるはおかし。今骨董家天目の內にばうえうばうへんのぎのきかつぎと稱へて分つ。ばうえうは星あるといふ。こは又曜變を訛りたる也。のきと稱ふるは兎毫文をいふ。茅といふことは藥の毀剝するをいひて義異なるを。夫とも聞誤りしと見ゆ茅變といふことはなきこと也。典籍便覽に。凡窰器茅變骨出者。價輕損曰茅。路曰𥼶。無油水曰骨出。此寳古董市語也とあり。窯變とは燒とき窯の內にて形ゆがみて。さまざまの物の形となる事あるをいふ。五雜俎に景德鎭に造るもの常に窯變あり。造式によらざれば忽變ず。或は魚の形となり。或は果の形となる。傳へ聞初め窯を開く時。必童男女各一人を用ひて其生血を取て祭る故。精氣の結凝りて怪をなすといへり。俗說にして虛妄なり。陶說に景德鎭は僅に十餘里ばかりの處。山水環りて一隅の僻處なれとも。陶ある故に四方の商販來り。民窯二三百工匠の人夫數十萬これに藉て營みをなす。故に陶を祭り報賽を重くす。明の時に龍缸を燒しめたるに成がたかりしを。中使頻りに督責するに民みな苦めり。龍缸といふ物は底濶肚凸なれは墜裂すること多しと也。其時童姓なるもの窯戶にてありしが。衆人のために窯突の中へ躍り入て燒死たりしかば。龍缸全く成就しぬ。司事の者これを憐み。感じて祠を廠署に建て。これを祀りて風火仙と稱す。景德鎭は陶窰二三百工匠數十萬ある處といへば。其中にはまれまれ窯の變ずる法あるべき也。建安は福建泉州府德化縣の地名なり。格古要論に盌琖多是甏口色黑而滋潤有黃。兎斑滴珠大者眞體極厚少見薄者。また清異錄に。閩中造茶琖花紋鷓鴣斑點試。茶家珍之といひ。山谷が詩に建安瓷盌鷓鴣斑とある是なりとぞ。是を兎毫琖と稱するものは斑紋ある故也。蔡襄が進茶錄に紺黑紋如兎毫。さるを萬寳全書に眞天目といふものは斑文なき黑盌なりと。これ恐らくは吉州或は均州なとの產にして建琖にはあらず。許以紓が茶疏に茶甌古取定窰。兎毛花者亦鬪茶用之耳。東坡が試院煎茶詩に。定州茶瓷琢如玉とあれば。兎毫は建盞のみにはあらず。」今骨董家に水滴の類に四品ありとて。之を四滴といふ油滴。水滴。手瓶。蔓付なり。手も口もある瓶を油滴といひ。手なきを水滴。口なきを手瓶といふ。蔓付は藥罐の手のやうに付たるをいへり。これも其辨別おぼつかなし。手がめつるつきの二ツは何の滴ぞ。油滴は萬寳全書に天目。曜變より次とす。第二の物なり。曜變より數ありといへり。又按るに天目は山の名なり。考槃餘事に茶品を擧たる內。天目爲天池龍井之次亦佳品也。地誌云山中寒氣早嚴山僧至九月即不敢出。冬來多雪。三月後方通行茶之萌芽較晚。むかし五山の僧など天目の茶を賞したりしが。器物にも轉りて呼しにや。されど天目山は杭州致安縣にあり建安とは相涉らず○南京燒は慶長年中より渡る。加藤侯嘉明成化年製の猪口十枚そろへ置て客をもてなさるゝ時。近習の士取落してこれを碎きけれは。恐れて閉居せる由きかれて早々呼出し苦しからぬことなり。誰も麁相は有べきなり。殘りし皿とゝ持參れとて取よせられ。悉ゝ打破られて此皿一枚にても殘りてあらん內は。何の年何某が碎きつれとて。其者の名を出さんこともよからず。我毛頭怒りてかくするには非すとて。其後は器物を愛せられずとかや。人倫訓蒙圖彙に。瀨戶物やは一切の燒物諸國より出す。然共肥前唐津やきを面にあきなふ故に。瀨戶物やといふとあるはいかゞ。尾張の瀨戶村よりいふにやあらむ。五雜俎に今俗語琖器謂之磁器者。蓋河南磁州窯最多。故相沿名之。如銀稱朱提。墨稱隃麋。之類也といへる例なり。攝陽群談常陸帶塚住吉般堂村にあり。傳云尾張國瀨戶の藤四郎。加藤四郎入道春慶なり。永平寺開祖道元和尙に隨て唐に渡り。彼國の土を取來りて茶入を燒。これをひたち帶と名く。藤四郎死に臨て其土を惜み。此處に埋みし故かく呼とぞ。茶器名物記に。常陸帶といふ茶壺。唐物にて。形色帶に似たる處有故の名なり。藤四郎是に傚ひて燒たるを同常陸帶と稱せり。鹽尻に當國智多郡の人藤四郎法名俊慶。道元和尙に伴ひ。入宋して磁器の法を習ひ得て來れり。本州春日井郡山田庄赤津村窯陶の竈七口。同庄瀨戶村に十二口ありて磁器を燒。藤四郎が作りし祖母懐の石は當處の內にあり。國禁ありて命にあらざれば見ることを得ず。しかれども異邦より渡す青繪に比すれは色おとれり。愛知郡に瀨戶山といふ有。せとは海路磯近き島の間をいふ。泊渡とかく。愛智郡の海遠き地にせとの名はいかにして有ぞといふ人あり。されば我州陶器の制智多郡海邊より燒初て。薪につきてやうやう北の方に移りしとかや。初め智多の瀨戶より起りし名なるべしといへり。和訓栞に瀨戶の隣に祖母懐谷ありとみゆ。

萬寶全書に尾州瀨戶の内にうばがふところと云名所あり。其里にて燒く茶入をいふとみえたり。世に春慶と書は誤としらる。堺鑑には舜慶とありて。世間に堺舜慶とて茶入をもてあそぶとは。此の人根本當地の生にて。其後尾州瀨戶にて茶入を燒。又伊勢にても燒ゆゑに。其所々の名によりて分あれども。根本此地より出たれば一ッ事也。其子孫利休時代迄堺に居住すとなり。此說おぼつかなし。もしさもあらんには。その古跡燒ものゝ窰の處などもあるべきに。さもなきは。思ふに。そのかみ堺の地繁花にて茶も行はれしかば。諸方の名匠多くこゝにつどへり。彼が子孫も他より來りしものならん。又攝陽群談ひたち帶塚のと。もとより里俗の傳なれば誤あるへし。後慶道元法師に隨ひて入道したるものなれば。禪法も聞しものならんに。死に至りて燒ものゝ土などに執着せんとあるへからず。必す傳者の誤なり。今世盛に行はるゝ尾張燒は。其始今より三十年に及ばず。傳聞に其國の陶師廻國順禮となりて肥前伊末里に行き。其地に止りて生涯を過むずやうにもてなし。陶家に立入て其製法を習ひすまし。故鄕に歸りて燒初たりとか。三田の靑甆も同し頃より始まれり。三田は攝州。兵庫の山の後に當れり。久喜家の領地なり。久喜長門守（其頃の領主）陶を作るとを心得られけるか。非かりの折其土と藥に用ふべき石とを見出されたりと也。初めの窰戶は内髮屋逖年といへり。今は他の者引うけたりとぞ。其石紫色にして剃頭刀の砥の如きものなり。これに畵燒靑を加ふるといへり。若葉合歌仙に處谷「祥瑞は火入の底をおもひやる」。萬寶全書は元祿七年の書なるに。染付物の部に祥瑞は是南京道具の内すくれてよきものを祥瑞と云。品さま〴〵もやう色々あり。然れ共別して見ごとなる物を指て祥瑞なりといふとありて。人の名ともいはず。いと近く迄しられざりしにや。李春亭が詩に五郎太夫とのみ有て。祥瑞といふことはみえず。又思ふに名手なる者彼國にて法を傳へてありたらんには。爰にても作らぬこともあるへからず。さあらば世にも廣く知られて。彼の藤四郎後慶などの如く。古跡も傳へて明らかなるへきに。近き代までも知られざりしはいと審かし。奐洲手。萬寶全書染付のあしきを名付たり。手のよきを子昂といふ。其うらなれば。こすでといふとぞ。新安手簡にも。こすでは子昂を打返して。手のあしきを申とと申候。是等も京都將軍の世の俗語と聞え候とあり。さることもあるべけれど。畵燒靑をゴスといふ。磁器の靑繪なり。よく製法して繪をかき。釉水かくれは靑色となれども。元と色黑きもの故。釉水かゝらぬ處は其色黑し。故に藍色の黑みある陶器なればゴス手といひしを。謎の名のやうに取なしたるもの歟（嬉遊笑覽）。陶器類集に載する所の古今陶磁器の名。

尾張國　瀨戶窯（古瀨戶　藤四郎初代より同四代迄）。藤四郎代々（五代より二十七代迄）。瀨戶六作。拾作。瀨戶新製）。志野燒。織部燒。祖母懷燒。元晉燒。外山燒。御深井燒。萩山燒。正木燒　初代より三代迄）。九郎燒（初代。二代）。白壽燒。平尾燒。鳳造燒。宗玄燒。見心燒。有我燒。正三燒。連也燒。金谷燒。日義燒。芦山燒。秋二燒。豐樂燒。犬山燒。常滑燒。陶然燒。白鷗燒。三光燒。五郞燒。大高燒。篠島燒。古戰場燒。不二見燒。夜寒燒。

近江國　信樂燒。比良燒。膳所燒。瀨田燒。梅林燒。姥ヶ餅燒。水口燒。草津燒。湖南燒。湖東燒。丸山燒。床山燒。樂々園燒。

參河國　岡崎永樂。

伊賀國　伊賀燒。

備前國　備前燒。虫明燒。閑谷燒。

肥前國　唐津窯。古唐米斗。同根秡。瀨戶唐津。同奧高麗。同畵唐津。同掘出手。獻上唐津。有田窯。伊間利錦蘭手。獻上伊間利。柿右衞門畵附。大河内燒。嬉野燒。松ヶ谷燒。中野燒。藤原燒。三河内燒。如猿燒。五良七燒。平戶燒。龜山燒。古椎ヶ峯燒。太良燒。

肥後國　八代燒。小代燒。

筑前國　高取燒。中野燒。

筑後國　柳川燒。柳原燒。星野燒。宗七燒。

豐前國　上野燒。太郞助燒。田香燒。

豐後國　福山燒。

薩摩國　古薩摩燒。龍門司燒。白薩摩。平佐燒。

對馬國　對馬燒。志賀燒。

長門國　萩燒。松本燒。深川燒。鬼燒。

出雲國　樂山燒。希志都燒。

石見國　石州燒。綾燒。

土佐國　尾戶燒。

攝津國　高原燒。高槻燒。古曾部燒。三田燒。難波燒。高津燒。吉向燒。

美作國　勝山燒。

但馬國　高岡燒。出石燒。

丹波國　丹波燒。
淡路國　淡路燒。丈七燒。
播磨國　東山燒。明石燒。舞子燒。朝霧燒。
和泉國　湊燒。八田燒。半田燒。
讃岐國　高松燒。志戸燒。八島燒。松山燒。富田燒。
大和國　赤膚燒。杢白燒。堯山燒。鹿脊燒。
常陸國　水戸後樂園燒。笠間燒。
佐渡國　佐渡金太郎燒。相川雲山燒。
越中國　越中瀬戸。小杉燒。埴生燒。丸山燒。城端燒。高岡燒。
加賀國　九谷燒。春山燒。小松山燒。友月燒。向山燒。高道燒。淺野燒。大樋燒。
紀伊國　偕樂園燒。男山燒。鈴丸燒。
伊勢國　古萬古燒。有節燒。新萬古燒。安東燒。富田燒。久居燒。阿漕燒。
美濃國　美濃磁器。魁翠園燒。温古燒。
遠江國　志戸呂燒。
岩代國　會津燒。
磐城國　相馬燒。
武藏國　今戸燒。乾也燒。入也乾山。武藏萬古。江戸高原。竹本燒。破笠燒。香山燒（眞葛光山とも云ふ）。
駿河國　賤機燒。
山城國　新兵衞燒。茂右衞門。萬右衞門。宗伯。正意。江孝。吉兵衞。源十郎。仁淸。粟田燒。帶山。錦光山。寶山。頴川。甕米。六兵衞。道八。龜亭。藏六。永樂。音羽山。澁谷。淸閑寺。御菩薩。岩倉。東山。釆石山。淸兵衞。茶久藹附。乾山。伏見燒。鶉燒。宗齋燒。紫野燒。文山燒。粟原燒。櫻井燒。與三郞燒。露山。一方堂。尙古齋。南山燒。嵯峨燒。木野村燒。深草燒　玄淸燒　朝日燒。田原燒。宇治燒。光悦樂。空中樂。樂燒代々（阿米屋燒より樂十一世迄）。宗味樂。道樂。玉水樂（初代より四代迄）。常樂。久樂。五條燒淸風與兵衞。三浦竹泉。
國の分明ならさる物。
俗に近江志賀。神保燒。松島燒。堯甿燒。不志木。祥瑞燒。
右等大概本書各條下に說明したれば參觀すべし。明治以後其の外國へ輸出する類頗る多し。因にいふ。瀬戸物燒繊の始めは。寬文二年なるよし。武江年表に見ゆ。

ダウキヤウサイ　道饗祭は。六月。十二月の晦日。京城の四隅にて岐神を祭り。疫癘を禳ふなり（サイノカミ。ミチアヘノマツリ參看）。【公事根原】毎年に必行はるべきと也。近ごろは絕て侍るにや。鬼魅の他方より京路に入ざらん爲に路上に供物をそなへて祭るなり。鎭火道饗の祭を四角四境の祭と申なり。

タウキユウジユツ　淘宮術は。人の胎に宿りし年月日の十二支を考へ又人相に依りて其の性質を知り。自から己の惡性を淘汰匡正するの法にして。天元術より出でたる一種の生理學にして且道德學なり。天保五年春鎚齋丸・（横山氏御留守番同心組頭）と稱する人の發明する所なり。凡そ曆家の天元術。易家の九星術等と似たる者にして。唯々其の社中の人たる者は。自から己の惡き性を匡正し己の善き性を助長することを練磨し。懺悔の會日を期して。互ひに淘宮術の爲に性を淘げ得たる實歷を衆人の前に自演す。社中の人は互に會する每に。有難う御座い升と言ひ。以て朝夕の對面又は告別の挨拶等に代用す。又道歌を記したる書ありて。之を誦じて平常の敎とす。受胎の日を知るは。生日より遡りて二百五十四日を計へ。其の十二支は生日と受胎日と同じとせり。之を小輪と云ふ。受胎月の十二支を知るは。其生月より十ヶ月前に遡り。其月の十二支を知る。例へば十一月は子月にして。一月は寅月とす。漸次計へて十月は亥の月とす。之を中輪と云ふ。生年は節分を以て限とし。其年に入るも猶節分とならざる前は。前年の十二支に依り之を定む。之を大輪と云ふ。而して其十二支に屬する本來の性あり。之を滋。結。演。豐。奮。止。合。老。緩。隨。練。實と云ふ。猶子丑寅と云ふが如し。滋の性は物を吝む。結の性は保守にして優柔不斷なり。合の性は勇にして又威あり。豐の性は物に拘らず靜かなり。奮の性は善く怒る。止の性は妬む。演の性は意變じ易く華美を好む。老は志慮深く正直にして潔癖あり。緩の性は怜にして善く諸事に關係するを欲す。而も爭を好む。隨の性は策に富み。練の性は自ら恣にして。善く人を憎む。實の性は善く事を遂ぐるの力あり。之を十二宮といふ。人各々大。中。小の三輪に以上の性を享け。生れて二十歲までは重に小輪の性に支配され。二十一歲より四十歲までは中輪の性に支配され。六十歲までは重に大輪の性に支配せらる。六十歲以上は復た小輪に支配せられ。以上二十歲を增す毎に。中大と變ずると前の順序の如し。而して人の性は常に其の三輪の性を包減し。時あつて其の一部を發動す。二個の相反せる行爲をなす人あるは此理なり。又滋の人は合の性に感じ易く。結の人は緩の性に感じ易き等。相對せる支の性は。時ありて人の意中に發動することありとせり。又父母の性

は子に遺傳す。其の遺傳性は容貌に依て知るを得べし。之を畠と云ふ等。以上此術の大要なり。德川氏の頃不軌を謀る者を防ぐ爲め。總て人を集めて講談をなす事を禁ず。丸三の徒此の禁に觸れんことを恐れて。其の集會常に秘密に事を行ふ。然も猶ほ嘉永元年官の糺彈を蒙り之を禁ぜらる。後世此の徒に入る者皆誓紙を作り。夫妻。親子の間と雖も。其の術の如何なる者たるを人に語らざるの中合たり。明治以後に此の禁なく。此の術の事を記せる刊本あるに至る。

タウケム　刀劍。和名抄に。刀。四聲字苑云。似レ劍而一刃曰レ刀（大刀太知。小刀賀太奈）。箋注云。按太知截斷物之義。刀劍之總稱。賀太奈是不二兩刃一之名。非二大小之別稱一、後謂二短刀一爲二野太知一、此所レ訓。蓋非二古義一也。然天智紀大刀訓二多知一、垂仁紀小刀訓二加太奈一、與レ此同。」又按圭二近古一、亦謂二小刀一爲二加太奈一、或稱二腰刀一、或稱二鞘卷刀一、蓋如二今世知比佐賀太奈一、而無二都婆一者也。今俗呼二長刀一爲二加太奈一、故以二腰刀一爲二知比佐加太奈一、與二源君時一亦不レ同」とあり。和訓栞云。神代紀に橫刀。萬葉集に劍などをよめり云々。」また劍は同書云。四聲字苑云。似レ刃而兩刃曰レ劍。箋注云。今按俗家所レ持是也」と見ゆ。

【刀劍の名器】本朝刀劍考に太古の劍の圖二つを出せり。

筑紫彥山より掘出したる古刀

長サ二尺四寸五リン　巾九分九リン

此ヨリ下六寸ヨ

此鈨赤銅ノ如シ　二寸五分

丹波國土民大江山より掘出し數代傳來する古刀

刄

ムネ　厚サ三寸ヨ

此ヨリ九シ

スカシ

三溪按ずるに。甲圖は所謂る頭槌の劍と云ふものなるべし。陸中の中尊寺にある悪路王の劍なるもの亦之に類せり。田村麿の征服せし賊なりと云ふ。或る人云。今露西亞の土民之に似たる形の劍を用ふと。此の如き尖の太き劍は。其刃を鞘の口より納むると能はず。鞘の橫面より納むる方法になせり。軍器考云。刀劍の類其制こと

に多し。古に聞えて。今は見えぬもの。今見えて。古に聞えぬもの。或は其名同くして。其實は異に。或は其名異にして。其の實は同じきものあるにや。まづ劍といふ物は。伊弉諾尊佩せる十握劍を拔て。軻遇突智をきり給ひしとあれば。此物既に神代より聞えき。其後素盞嗚尊八岐の大蛇をきり給ひしも。十握劍にて。又其大蛇の尾より出てし劍は。後に日神に參らせられし天叢雲の劍。これ也。此劍は皇孫此國に降らせ給ひし時。八坂瓊曲玉。八咫鏡と共に。さづからせ給ひし三種神寶（參看）の中なるべし。此外諸部の天神の佩給ひし劍とも。又代々の朝廷の寶となされし寶劍雜劍など。猶少からず。其中日月護身劍。三公鬪戰劍など聞えし靈劍は。百濟國より獻りし所なるべし。又嶺切といふ劍に。代々の儲君の授らせ給ふ御寶にや。これは漢の張良が劍の由。江談抄に見えたり。いかなる證やあるらむ。續古事談には。此劍は昭宣公の物也。延喜儲君の時。奉られしとこそ見えたれ。すべてこれらの御事は。凡人の身として。言にいひ出んも。猶おそれあれば。筆には。いかでしるしまゐらすべき。近き代の俗には。劍といふ字しるして。太知とよみ。太刀の事に用ひ來れるにや。和名抄に注せし所によれば。かゝるべくもあらず（彼抄に注せし所。刀劍の制。同じからざるが故也）。されど古事記を見るに。彼伊弉諾尊の軻遇突智をきらせ給ひし十拳劍を。又御刀ともしるし。又きる所の刀の名を天の尾羽張といふともしるせり。味耜高彥根命の天稚彥の喪屋を切伏し斗搨劍を。又其持て切る所の大刀の名を大量といひ。亦の名は神度劍といふともしるせり。皇孫の降給ふ時諸部の神の佩たる頭槌劍を。頭椎大刀ともしるせり。又須佐之男命の八俣遠呂智の中尾を刻割て。都牟刈之大刀を得給ふとも見え。又日本武尊の薨給はん時の御歌にも。都流岐能多智と讀給ひし。これら皆草薙劍の事をぞいふなる。さらば上古の時。都流岐といひ。大刀といふ。異なる物とも見えず。後代に。たち劍といふ物は。兩刃ありて。劍に似たる大刀也といへば。都流岐能多智と云物も。かゝる物にやありし」と云へり。然れば太古より鋭利の刀劍ありて。後世其の名の聞えたるものを國史案に云ふ。【叢雲劍】一名は草薙劍一名都牟刈之太刀。素盞嗚尊大蛇を斬て獲る所のもの。大蛇の居る所の上に常に雲氣あり。故に叢雲と名づく。此劍後に日本武尊に授く。尊東征の時これを以て草を薙攘し。以て危難を免る。因て更に草薙と名づく。【十握劍。九握劍。八握劍】握とは四指を以て度るを云。一劍の名には非ざるなり。猶後世矢を度るに四指を以てし。何束といふが如し。故に所謂十九八は皆其長短なり。【天之尾羽張】一名稜威之尾羽張。伊弉諾尊迦具土神を斬りたる劍の名な

り。【頭槌劒】私記に云く。頭槌は劒の名なり。其頭曲れるものなり。纂疏に云く。劒の首槌の如くなるなり。【蛇之麁正】書紀纂疏に云く。蛇を斬りたる十握劒の名なり。劒氣の麁なるをいふなり。本書の原注に。今石上に在りといへり。按するに延喜神名式に。備前國赤坂郡。石上布都之魂神社とは是なり。或云ふ。赤坂郡岡山の傍三里許に在り。神寶今皆逸して傳はらずと。【蛇韓鋤之劒】私記云く。其形鋤に似たるか故に名つく。按するに此劒素戔嗚尊韓地に於て得る所。故に韓を以てこれに名づく。本書の原注に云く。今吉備神部の許に在りと。即ち上に謂ふ所の石上布都之魂神社是なり。【天蠅斫之劒】古語拾遺に云く。天十握劒。其名は天羽羽斬。今石上神宮に在り。古語に大蛇を羽羽といふ。是蛇を斬るの劒をいふ。私記に云く。此劒尤利し。若し蠅有て刃上に止まれば。卽自斬る。此鋭鋒の甚きなりと。二說未孰れか是なるを知らず(以上蛇之麁正より此に至て。皆素戔嗚尊の大蛇を斬る所の劒の名なり)。【大葉刈劒】一名神戸劒。味耜高彥根神天稚彥の喪屋を斫り伏せたる劒の名なり。按するに大は美稱。刈は猶芟薙といふが如し。一名の神は神奇なるをいふ。戸は利の義なり。【韴靈】武甕槌神高倉下(人名)に予へたる劒の名なり。韴は截斷快利の音を云」と。なほ學藝志林の太古兵器考に委し。

【刀劒の沿革】工藝志料に。刀劒(上略)天鈿女命。小刀を以て海鼠の口を拆くことあり。太古に小刀ありと見え。太刀は腰間に佩き小刀は衣裏に在り。紐を以て體に着く。故に小刀を稱して紐小刀といふ。男子は大小の二刀を用ひ女子は唯小刀を用ひる。」神武天皇即位前三年(戊午の歲なり)。天皇大和の賊を征せんとして。道を紀伊の熊野に取る。山神あり毒氣を吐く。皇軍これに中り。天皇亦憔瘁して臥す。時に熊野の人高倉下といふ者。神劒を獲てこれを天皇に獻す。是に於て天皇忽然として寤め士卒も亦起く。此の劒は建甕槌命の高倉下をして天皇に獻せしむる所の者にして。即韴靈劒なり。本邦に於て靈劒の威德を現ずること此に始まる。是の歲饒速日命忠効を立て以て歸順す。天皇これを賞し。韴靈の劒を賜ふ。是の歲天皇賊を大和の國見丘に討つ。時に皇軍頭椎劒を持ち賊を殺す。復噍類無し。頭椎劒とは扁頭ある者なり。」開化天皇の御宇天皇の皇子彥坐命丹波の賊を討つ。時に皇子裸劒を持つ。湖水に觸れて銹現ず。波多加劒とは精磨したる所の劒也(刀劒を精磨するとは是より先必あるべし。而れども史册に見ゆる所は此を以て始と爲す)。同天皇の御宇。饒速日命の後裔伊香色雄命。其家に傳ふる所の韴靈劒を大和の山邊郡の石上邑に遷し以て之を祭る。是を石上神社といふ。當時劒の威靈ある者は。人これを尊崇して以て神と爲す(當時の人刀劒を貴重すること甚し。其の銳利なる者に至ては。貴人と云へども之を得ること易からず。況んや靈劒に於てをや。これを尊崇すること後世に至ても神と爲すこと往々これあり)。」崇神天皇の御宇。天皇鍛冶に命じて。太刀十柄。鉾二枚。鐵弓二張。鐵箭二具を常陸の鹿島の神社に獻納す。本邦に於て英武の神に刀劒等の兵器を獻ずる始なり(神幣の兵器は多く實用の者と異なり)。」垂仁天皇二十七年。天皇祠官に令して。諸神社に奉獻するに兵器を以て幣とするを卜せしむ。吉なり。因て橫刀及び矢を納む。」同三十九年。天皇の皇子五十瓊敷命河内の茅渟の菟砥の河上に居て。劒一千口を作らしむ。其の太刀を川上部。又裸伴と名つけ是を大和の忍坂邑に藏む。本邦に於て太刀を作ることの多き。此の如きは未曾これ有らざるなり。既にしてこれを同國山邊郡の石上の神宮に藏め。以て神寶と爲す。是の歲天皇太刀佩部を定め。五十瓊敷命をしてこれを督せしむ。太刀佩部とは大久米部。及物部(大久米部。物部とは軍隊の名なり)等の劒を帶びて奉仕する者の中に取て。更に定むる所の兵隊なり。太刀佩部は後世に所謂る。靫負或は授刀舍人等の護衛の職の權輿なり。」繼體天皇二十一年。筑紫の國造磐井叛す。天皇乃物部麁鹿火に命して之を討たしめ。授くるに劒を以てす。本邦に於て天皇の將軍に劒を授與すること此に始まる。」推古天皇十年。天皇來目皇子を以て將軍に拜し。以て新羅を討たしむ。來目皇子乃ち軍衆二萬五千人を率ひて往て筑紫に屯す。時に來目皇子の率ひて來りし所の。大和の忍海の漢人若干人あり。皆能く兵器を作る。因て命じて刀劒等の兵器を作らしめて以て衆に與ふ。忍海漢人の造る所の刀劒は。本邦固有の鍛錬法に非らず。外邦の鍛錬法を用て造る所の者なり。其のこれを造る所以は。本邦固有の法を以て造る所の者に比すれば。銳利なること甚し。故に更に之に命じて以て作らしむるならん。」同二十年。天皇置酒して群臣に宴す。時に大臣蘇我馬子壽歌を天皇に獻ず。天皇これに和して曰く。蘇我の子等は(馬子をいふ)馬ならば日向の駒。太刀ならば勾禮能摩差比と。當時馬は日向より產する所の者を以て上等と爲し。太刀は外邦の鍛錬法を用て作る所の者を以て上等と爲す。是を勾禮能摩差比といふ。天皇馬子の功を賞して。以て日向の駒。勾禮能摩差比に比するなり。是より後劒工益外邦の法に傚て刀劒を作る。」大化元年。孝德天皇歷世の政體を改革し。兵部省を置て兵士及兵器を掌らしめ。又造兵司を置て。刀劒。儀仗(儀式の時に佩く太刀をいふ)等の兵器を造ることを掌らし

め。而して兵部省をして造兵司を管せしむ(鍛冶司の工人の中に能く刀劍を造る者を擇みて造兵司に取て作らしむるなり)。」齊明天皇六年。擧國の百姓故なくして刀劍を帶するを以て風と爲す。本邦上古の俗刀劍を以て珍寶と爲す。貴人と雖へとも之を獲るに難し。是の時に當て民庶これを藏せる者多し。且常に之を帶して道路を步行す。刀劍の國に充滿せること以て見るへし。又當時民庶刀劍を帶ぶるの制無かりしことも亦以て見るへし。」大寶元年。文武天皇制して造兵司の職制を定め。雜の兵器を造ることを掌とらしめ。鍛戶二百十七戶を近畿に定め。十月より三月に至て每戶一丁を役し。刀劍及矛鏃を造らしむ。其の儀仗は衞府の官人及內舍人(內廷に奉仕する者なり)。又中務省の判官以上の者に非らされはこれを帶することを聽さす。皇親及大臣といへとも。勅して特に授くる者にあらざれは帶すること能はざらしむ。又庶人と云へとも兵に差れたる者は。常に劍を帶せしむ。後世武人と稱する者此に胚胎す。但刀子は制の限に非らず(當時の刀子は甚短なり。方今の小刀の如し)。又制して市中に於て賣買する所の橫刀及槍の屬は皆造る者の姓名を題鑿せしむ。本邦に於て刀劍の中心に作者の姓名を記するも此に始まる。此の際大和に劍工あり。名を天國といふ。能く刀劍を作る。天國弟子あり天座といふ。能く業を襲ぐ(或は云ふ天國の子なりと)。」慶雲元年。常陸の國司采女朝臣卜。其の地の鍛冶佐備大麿に命して。其の國の若松濱の鐵沙を採て以て劍を作らしむ。其の造る所の劍太だ利なり。本邦に於て鐵沙を以て劍を作ること此に始まる。」平城天皇の御宇。豐前の宇佐の社僧神息といふ者あり。能く刀を造る。人其の造る所の者を以て貴して寶刀と爲す。」嵯峨天皇の御宇。劍工安綱といふ者あり。伯耆國の大原邑の人なり。能く刀を造る。其の巧衆に超ゆ。人これを稱せさる無し。」仁明天皇の御宇。伯耆の劍工眞守といふ者あり。安綱の子なり。眞守父の業を襲ぎ能く刀劍を造る。而して其の巧父に劣らず。安綱。眞守出てより。諸國の鍛冶是か爲に始て眼を拭ふ。是より後諸國刀劍を造るの巧竝に進步す(此の際山陰道諸國外寇に備ふることあり。劍を作るの名匠因て伯耆に起る歟)。」貞觀九年。淸和天皇勅して。出雲。伯耆の二國の守以下皆帶劍せしむ。爾來邊要の國司は奏請して帶劍する者多し。諸國の劍工其の需に應して劍を作る。是に於て刀劍の銳利なる者。漸諸國に多し。」延喜五年。醍醐天皇制して曰。刀子は刀の長さ五寸以上の者は衞府の官人に非らざるよりは。之を帶することを得ざれと。當時刀子は舊に依て仍懷中に帶す。」承平。天慶年間。平將門。藤原純友亂を東國西國に作す。平貞盛といふ者あり。英武衆に超ゑ。且二寶刀を藏す。一は小烏といふ。大和の劍工天國の造る所の者なり。一は伯耆の劍工眞守の造る所の者なり(後世眞守の作る所の者を以て拔丸と稱す)。以て將門を誅戮す。貞盛の子孫數世これを傳へ以て寶器と爲す。爾來平氏武を以て能く朝廷を護衞す。純友も亦尋て誅に伏す。海內無爲に屬すと雖とも。而れとも是の亂を經るの後。朝廷の制度大に弛び。人五寸以上の刀子を帶に挿すを以て常と爲す。或は一尺餘の者を帶ぶる者あり。俗にこれを一尺三寸刀といふ。又僧徒にして劍を帶する者あり。稱して降魔劍といふ。其これを帶する者は。近江の延曆寺。園城寺。大和の東大寺。興福寺。紀伊の高野山。大和の吉野。加賀の白山等の僧徒なり(僧徒の劍を帶することは。時勢の然らしむるによると雖とも。亦制度の弛ぶの致す所なり)。此の際陸奧に劍工あり。名を安房といふ。其の技衆に超ゆ。安房子あり雄安。森房。有正といふ。竝に皆能く業を襲ぐ。」天曆年間。備前に劍工あり。名を實成といふ。其の技群に拔く。實成子あり友成。介成といふ。妙技竝びに父に劣らず。朝廷友成。介成に命して晝の御座の劍を作らしむ。友成子あり。宗安。助友といふ。介成子あり。友安といふ。竝に皆名工と稱す。世人此の一派を稱して備前鍛冶といふ。又同國に包平。助平。高平といふ者あり。各能く刀を造る。後世これを備前鍛冶の三平といふ(承平。天慶の亂ありてより以來。人刀劍の銳利なる者を好む。陸奧に安房出て。備前に實成出て。各多く利刀を製す。」圓融天皇の御宇。陸奧の劍工文壽能く刀を作る。其の技安房に次く。是の時に當て源滿仲といふ者あり。英武衆に超ゆ。滿仲嘗て曰く。武大の皇室を輔衞するに。名刀を佩くに非らざれは不可なりと。乃文壽に命して刀を作らしむ。文壽命に應して鍛鍊すること六旬にして二刀を造る。長さ二尺七寸。試に死囚を斬るに銳利なること比無し。其の一は其の鬚を斷り。一は其の膝を斷る。因て名けて鬚切。膝丸といふ。滿仲の子孫傳へて寶器と爲す。爾來源氏武を以て能く朝廷を護衞す」と見ゆ。

【儀仗儀刀】本朝刀劍考に。儀仗太刀三品の名を擧げて餝太刀。同代。蒔繪太刀を圖せり。左に揭ぐ。貞丈雜記云。儀仗儀刀などゝ云事。禁裏にあり。儀は威儀にて人おどしの事也。仗は兵具の事なり。威儀の爲に用る。兵具の實用無之。なまかれなどにて。其形ばかり作りたる物也。儀刀と云もなまかれにて。刀の形ばかり作りたる太刀也。」また秋齋間話に。太刀。長刀。其外刃物の類に。儀仗兵仗と云て別ちあり。古はよく切る太刀。長刀の類。禁中へ參內する時は。儀仗となり。軍中へ出る時は。兵仗となりしかと。中古以後儀仗といへは。[illegible]向形許にて。木にて用に立ぬやうに製

し來れり。夫故平家物語。長谷部信連衞府の太刀なれども。身をこゝろみて作らせたればとあり。武士方はなんぞ衞府なりとも。とぎすまさざらんや。仍て今も御即位に立らる。庭上の鉾の類。皆木作り也」とあるを見て知るべし。

【餝太刀】とは威儀をつくらふ一個の装劔なり。和訓栞に。餝太刀と書り。法の如く玉など居たるを云ふと見ゆ。節會。大嘗會などに用ひらるゝ太刀也と云り。餝抄に。古物餝劔大略木地と見えたり。後白河法皇の御賀に。菩提院關白紫檀地の金作の螺鈿を帶す。鞘の上下に臥龍を水精にてせり。是餝劔の由月輪殿下の記に見えたり。近代古物なきをもて當時の餝劔を用ふとぞ」とあり。四季草云。凡太刀に。餝なきはなし。然るに餝劔と號たるもの一種あり。何ゆゑに是に限りて餝劔とは名付しにやと考るに。餝劔は木刀又は鈍刀を用て。其外面ばかりを眞劔の如くに飾るによりての故也。是は儀刀といふものにて。たゞ威儀を助くる爲にて武備に用ふるにはあらざるなり。およそ官に文官あり武官あり。文官とは治世の事をつかさどり。文道を以てつかふまつる官をいひ。武官とは非常の亂を鎭むる事をつかさどり。朝廷を守護する事を以てつかふまつる官をいふなり。文官は太刀をはく事なく。武官は必太刀を帶する。これ定りたる法なり。又文官にて武官を兼る人は太刀を帶するなり。又武官を兼ずといへども。大臣など威儀を助けんが爲に。詔して太刀はく事を許し給ふ事あり。是を【勅授帶劔】といふなり。此勅授帶劔の人は文官にて武官にあらざるが故に。木刀又は鈍刀を眞劔の如く餝り成して帶せらる。是を餝劔といふなり。土御門大納言通方卿の餝抄に。古物餝劔大略木也と記し給へり。木也とは眞刀を用ずして木刀を用ふるをいへるなり。かの通方卿は暦仁元年五十五歳にして薨じ給へり。その頃既に木刀を用ふる事なくて眞刀を用ひしゆゑ。古物大略と云て古今の變をあらはし記されしなり。大略とは古物こと〴〵く木刀のみにもあらず。鐵刀もありし故に然いへるなり。その鐵刀も銳刀にあらず。鈍刀を川ひしなり。其證は予が友橘嘉樹といふもの京都へ上りし時。廣橋家に代々傳へ給ふ所の。眞楯公(房前公の子)の餝劔を請ひ奉りて拜見して。其圖を寫しもて來りしを。予も亦傳へ寫しぬ。かの眞楯公の餝劔の刃は名作なりやと嘉樹に問しに。鈍刀にてあるよし答たりき。餝劔は上古には。木刀又は鈍刀を眞劔の如く餝るにより。餝劔と名づくる證なり。後代に及びては鈍刀木刀などを用ひずして銳刀を用ふる事になりしゆゑ。餝劔と云ふ名義さだかならぬやうになりぬる。是故實に違ふがゆゑなり。餝抄を數本見るに。古物餝劔大略木也といふ文の。也の字に土偏を加へて。地の字に作れる本もあり。又は木地也と書たる本もあり。これらは皆傳寫の誤なるべし。西三條裝束抄。餝劔の條に。鞘は大略木地の由しるせりとあるは。かの餝抄の一本に木地とあるに據りて記し給へる。也。然れどもかの一本にも。鞘の字は無く木地とあるによりて。木地といふは鞘の事なるべしと推量して。更に鞘の字を添て記し給ひしは却つてあやまりなり。是餝劔の餝の字の故實を辨へて知り給はざりし故なるべし。儀刀とは。右に記したる威儀を助くる爲に帶する太刀と云事なり。威儀とはけだかきよそほひなり。其威儀を助くるは身を餝るの理なれば。儀刀の二字をすなはちかざりたち(略してかざたちとも云)とよみても其義通ずべし。然れども本は其刀の眞僞より出たる事なるべし」とあり。

餝太刀代

【餝太刀代】本朝刀劔考に云。餝太刀所持なき人は節會。內宴。御禊。行幸等に此太刀を帶して。餝太刀の代とす。又此太刀も所持なき人は木地螺鈿の太刀を帶す。それを餝太刀代之代と唱ふ。

【蒔繪太刀】同書に云。此太刀を關東にて衞府の太刀と云ふ。諸大夫以上の人帶す。堂上にては衞府の太刀とは唱へざるなり。京江府ともに造りは同じ事なれども。刃に違あり。京にては眞の刃を川ひず。生鐵か木にて中刃を造る故。形細く。凡そ篁籬程に鞘の形なる故。堂上にては細太刀と唱ふるなり。武家の造りは中刃眞の刃を用ふる故。鞘に平みありて太し。此太刀は公卿。殿上人普通に之を帶す。節會。大嘗會。御禊。賀茂使節。任大臣。立后。御幸。列見。定考等に用ふる太刀なり。螺鈿太刀。木地螺鈿太刀。平塵太刀。

タウケ

飾太刀

蒔繪太刀

鞘卷太刀

薄塵太刀。黑漆太刀。沃懸地太刀。海部(カイフ)太刀。鵯鵝太刀。葦手繪太刀。瑠璃柄太刀。水精柄太刀。樋螺鈿太刀。これらの名目。太刀造りは皆同じ。鞘の模樣或は柄の模樣によりて其名を唱ふるなり。名目の多きに紛亂して迷ふ事なかれとあり。云々。平緒を用ひて帶するなり。三位以上の人は金造り。四位以下は銀造なり。柄は白鮫にして。鮫おさへに俵目貫を打つなり。鐔は粢(シトギ)鐔なり(圖を見よ)。粢とは餅の名なり。ニギリモチの形に表して作りし者なり云々。

【野太刀】和名抄云。短刀。兼名苑云。刺刀。短刀也。箋注云。按是蓋古人郊行所レ佩小刀。與下後世稱二野太刀一者上不レ同」とあり。軍器考云。近代に及で。野太刀といふ物。又出來たりけり。其實は。古に聞えし物どもにあらず。古事記に。紐小刀。日本書紀に匕首など云し類。後代に打刀。腰刀などいへる物の類なるべし。又螺鈿蒔繪等の野太刀といふ物は。或は平鞘。或は手拔形或は革緒太刀などといへる物也。又近代に及て野太刀といふ物は。或は長大刀 或は中卷などいふ物にて。和名鈔に長刀としるせる物の樣にぞ覺ゆる。」また古へ【武太刀】と云へるも野太刀の事か(武の太刀東鑑に見ゆ)。軍器考に。古に聞えし武の太刀と云物。【野劔】は。近衛次將、外衛佐等常令レ持レ之と。節抄に見たれば。野劔の事をや云ひけん。後三年。平治等の事を繪がきし古き繪に見えし所。武士の佩きし。皆々野劔也。又は卷太刀(源平盛衰記に見ゆ)ともいひ。近代に至て。絲卷太刀。又左右卷太刀(又鞘卷太刀にも作る)などいへる物をやいふらむ(大諸禮に。太刀に。もゝよせのあるは。武家の太刀なりといふ事あり。これは東鑑に見えし。長覆輪の野劔の事を云しにや。保元物語の異本に鎮西八郎爲朝の太刀のもゝよせに敵の矢を射留しといふ事あれば。昔より武士の佩し太刀には。もゝよせと云ふ物はありしなり)。又足利殿の比。晴の時は。【白太刀】を佩く。從者にもたせし太刀は。黑作なるよし。しるせる物あり。其白太刀と云ふは。銀作の野太刀にて。黑作なるは。黑漆の太刀、即是也。鎌倉の代までは。かゝる儀ありとも聞えず(野太刀銀作なるは五位以上用ふべし。漆太刀は六位以下用ふべし。太平記に其代の武士の奢侈なる事どもしるして。鮫懸たる白太刀佩きしなど見えたれば。晴の時と云とも。叙爵せぬ人の用ひし事は。しかるべからさる儀なり、伊勢下總入道宗五がしるせし物に。白太刀は柄鞘ともに白し。黑太刀は。鞘ぬりとをし。柄鮫をかけて黑くぬり。かなぐ赤銅にて。うけぼり。けぼり。なのこたるべし。目貫は。我が家の紋を。やきつけにす。おびとり。菖蒲革。足間も柄もまかず。按するに。此【黑太刀】又持太刀とも云ふ也。又なのこと云は。魚子に似たるが故也)。練鍔。黑漆

タウケ

太刀。むく鞘。丸鞘。足白。金覆輪。長覆輪。兵庫鏁。烏頭。いか物作。鷲作などいふ物。ふるき物語共に見えたれど。それらの制。今は さだかならぬ多し。」また貞丈雜記に。武太刀と云は。軍陣にはく太刀の惣名也。裝束の時はく餝太刀。蒔繪太刀。衞府太刀なとに紛れぬ爲に武太刀と云。」また同書に。【いかもの作りの太刀】も。銀つゝみにておびとりを通す所に。銀の細長輪を七つ入て。帶取を通す也。一の足二の足合せて輪十四也。一つ足に輪七つ入る。是を七つ足といふ也。鞘には鹿の皮の尻鞘を懸る也。一體慄々鋪いかつらしく見ゆる故。いか物作りと云 源平盛衰記に。嗔物作と書たり。いかものは怒物と書也。嗔と云字もいかるとよむ也。」其頭書に。光大按。いか物作の太刀とは。いかつらしく見ゆる故 怒り物作也と云れしもしかるへけれども。もしはゆか物作りの轉したるにはあらざるか。イとユと通音なり。延喜式神祇卷二。由加物凡應レ供レ神御由加物器料者(神語號ニ雜贄ニ同爲ニ由加物ニ)九月上旬申レ官差ニ卜部三人ニ遣ニ三國ニ。先大祓後行事料馬一疋。太刀一口。弓一張。箭二十隻(已上當郡所レ輸)。馬一疋。太刀一口。弓一張。箭二十隻(已上阿波國厤殖那賀兩郡所レ輸云々)。神に雜の贄を奉るを。ゆかものといふ也。其ゆかものゝ中に。何れも太刀一口とあり。ゆかものゝ太刀には。作りやうの式定りあるなるべし(刀劔問答の繪圖の卷にある。いかもの作りの太刀の圖は。則ゆかものゝ太刀の式なるべし)。神に奉るゆかものゝ太刀のことく作りたるを。ゆか物作りの太刀といひしなるべし。それをいかもの作といひ誤りしならん歟。」

タウケ

また同書に。【絲卷太刀】は。柄下金襴錦等にて。卷て卷絲は平組也。金具皆赤銅ナヽコ地也。カブト金サルデあり。サルデに緒を通す黑皮也。ウデヌキあるべし。目貫家の紋やきつけ鍔赤銅にて。金覆輪をかけ葵鍔也。家の紋を金にて付る也。鞘黑塗家の紋を付る也。帶取の所鞘口より二の足まで。柄にかけたる切れをかけて。其上を柄と同し絲にて渡り卷をする也。セメカ子三所帶取は啄木。又はカンタウ也。タクボクの時は帶取足間にある所を。黑皮にて縫ひくゝむ也。芝引モ・ヨセあり。是を絲卷の太刀と云也。武太刀にて軍陣にはく太刀也。」【打刀】と云ふ事を軍器考に。打刀といふ物は。鐙の上にさす小き刀なるよし。三議一統には。しるしたれど。鐙の上にさすちいさき刀。打刀のみにも限らじ。又【腰刀】といふ物させし事も見えたり。但し打刀といふ物。腰刀にくらぶれば。其寸のやゝのびたる物にや。上總五郎兵衞尉懷にしたる打刀は一尺にて(東鑑に見ゆ)。出羽守源齊頼の腰刀は。九寸許のよし見えて(古事談に)。巴が内田三郎家吉が頸かきし腰刀は。七寸五分とぞ見えたる(源平盛衰記に)。これら打刀。腰刀などいふ物の長は。古の物に見えし所也。彼是を通し考るに。打刀といふ物は。古の小刀にして。腰刀といふ物は。刺刀。短刀なといひし物なるべし。吉野郡和田村にある所の。後醍醐院の御刀なりと云ふ物。吉久が打造れる所にて。其飾は今の脇差と云ふ物の制の如くにして。柄の長四寸餘鞘の長さ一尺五寸餘。柄も鞘も。盡く金を以て作らして。柄をば。革を以て卷き。緒は紫の組をつく。小きなる鍔ありて。今の世に小刀を挿む所に。金の笄を挿む。是古の打刀の制なるにや。三議一統に。刀の柄を絲にても革にても卷しは。鐙の上にさすべき物也。よのつれの時に用ひし事。これも定れる事とも覺えず。かの源齊頼の腰刀。くすれいとにて柄まきしよし見えて(古事談に)。文覺坊が院中に推參せしときにさしたるは。管に馬尾を組て卷たる。一尺餘の刀とこそしるしたれ(源平盛衰記に)。これら鐙の上にさゝれと。柄卷し也。忠度朝臣の最後にさゝれしは。赤木の柄に。白銀の筒金卷し刀にて。九郎義經の鷲尾に賜しも。花櫚木の管に筒金入たる刀とそ見えたる(共に源平盛衰記に)。これら戰場なれと。柄まきし物にはあらず。又今の刀をもて。打刀といへる人あり。もつともあやまれる事にや(上總五郎兵衞尉が打刀のたけ。又三議一統に見えし所など併見るへし)。但し今代に刀となづくるものも。其制二つある也。知以左加太奈といふ物は。古の鞘卷にて。よのつれに腰刀にさしそふる加太奈といふ物は。古の太刀の身を。鞘卷のやうにかざれる物也。此刀と云ものゝ出來しより。鞘卷の刀を。知以左加太奈となつけいふ事。たとへは

太刀の長きか出來たれば。それを大太刀といひて。昔の太刀をは。小太刀といふがごとし。されば古に小刀とかきて。加太奈といひしもの。中比は鞘卷といひしを。今は又小刀とかきて。知以左加太奈といふ事。其文字は昔にかはられど。なづけいふ事のかはれる也。」また貞丈雜記にいふ。打刀は。つばを入たる長き刀の事也。打刀をばつば刀ともいふと。宗五一册にあり。打刀はつかを卷く也(今大小とてさす其大の事なり)。公方樣御打刀。前御太刀さや袋に入たる由。條々聞書宗悟一册拔書に見えたり。さや袋をすふくろとも云由。宗五拔書にあり。さや袋とは。鞘に錦をかけてぬいくゝむを云也。柄も錦をつかかしらかふとかねの上よりかけてぬひくゝみて。目貫をは錦の上に置て。つか糸をまく也。我家の寶小烏丸の太刀のこしらへ。應仁年中に調たりと云傳ふ。さや袋に入たり。右にいふことき體也。」さて其帶しやうを軍川記に。雜兵太刀を帶する事なし。打刀を帶する也。打刀長さは力量によるべし。但我力量よりみしかきを用る事古法也。鞘には太刀の芝引のごとく。筋金を入べし。常の打刀は筋金なし。鍔のすかしに革緒を通し。うてぬきにする也。打刀帶する樣。下緒の一方をくりかたの所に一卷まとひて一結ひし。又一方を五寸ほどのけて又一卷まとひ一結ひすれは。太刀のおひとりの樣に成なり。右のごとくして。鎧の上おひに搦付て。右脇にて結ふ事。太刀をたひする時のごとし。みねの方を上へなすべし。常には將軍家をはしめ。諸侍打刀をは人に持せらるゝ也。帶する物にあらず。軍陣には雜兵は是を帶する也。常には中間小者も打刀たひする事なし。貴賤共に常にはさや卷ばかりたひする也。蜷川記曰。下緒の寸法同じく色の事。是も寸法などは無之候。何色も不苦候。內紫杯はいかゞに候半など申方も候云々。貞丈曰。人々の手の寸にて。五尺五寸にしてよし。春城按するに。人々の手の寸にて。五尺五寸とは弓馬三册に曰。弓矢鞆行縢には。おのが馬ばかりにて。寸尺を定めるなり。手にて寸の取やうありと云々)。其頭書に。近代革にて腰當といふ物を作り。夫に打刀腰指をさし固め置故　打刀をぬくにぬきにくし。打刀も太刀かくぶらさげて。させはぬけよき也。太刀をおびとりにてぶら下るは。ぬきよきか故なり」とあり。他書の說も大同小異なるを以て略す。

【大太刀】は鎌倉幕府前後よりあり。軍器考云。又後代に至て。大太刀といふ物見えたり。畠山庄司二郎重忠が備前作のかうひらと云太刀は。平四寸。長さ三尺九寸なるをだに(源平盛衰記に見ゆ)。其比は殊にすぐれたる物といひしに元弘。建武の後は。五尺。六尺に及ぶ太刀。いくらも出來ければ。古の制をば。小太刀となづけて。大小二振をぞ佩きける。元弘の初。山徒都へよせたりし時。丹波國住人佐治孫三郎が五尺三寸の太刀をば。其比皆てなかりしよし。太平記にしるしたれば。大太刀といふ物も。其比より始れる也」とあり。貞丈雜記に。大太刀は。佩太刀よりも甚長く。六七尺斗もあるべし。是ははく物にあらず。戰場へ出るに。背にわつそくに(すちかひに負ふをわつそくといふ)かけて負て出てつかふ物なり。あしあるはおひとりにて。わつそくに負ふ也。あしおびとりなきは。別の緒にて結ておふなり。」また同書に。大太刀ぬく事。大太刀は背に負ふ物也。是は敵に對してぬき合する物には非す。合戰初る前に。背よりおろしてぬきて持ち。さやをは背に負ふなり。

【鞘卷】とは鞘を糸にて卷たる故此名目ありと云へり。軍器考云。鞘卷といふ物は。古には刀の事にてありしを。今は卷太刀をもて。鞘卷とはいふなり。さらば。古と今と。其の名は同しきものあれど其實は異なるなり。ある人のしるせしものに。鞘卷といふものは。あめざや卷なる故に。鞘卷といふ。太刀の作つれの太刀と同じ。平家物語に。白拍子のはじまれる事をしるして。むかし鳥羽院御宇に。島の千歲わかの前舞出したりける也。始は。水干に。立烏帽子白鞘卷をさひて。舞ければ。男舞とぞ申しける。しかるを。中比烏帽子刀をのけられて。水干ばかり用ひたりと。見え侍り。今の太刀ならんには。はくとこそいふへけれ。まして。まさしく刀をのけられてと。侍るをや。これのみならず。石橋山の合戰に。佐那田余一刀をもち上て雲すきに見れば。鞘卷栗形かけて。鞘ながら拔たりけりと。源平盛衰記にも見え。又東鑑に御刀。鞘卷。有下緒。とも注したれば。鞘卷といふ物。刀たる事疑べからず。又三議一統にも。騎馬の御供の時。裏打といふ事。大口。直垂。鞘卷の刀をさすべしとしるしたれば。今の知以左加太奈といふ物。即其物なり」とあり。また軍川記太刀の事の條に。軍陣には。糸卷(是を今時さやまきの太刀と云はあやまり也。さやまきとは刀の名也)の太刀を帶せらる。柄糸は源氏は黑。平氏は紫。藤原氏は萌黄。橘氏は黃を川ゆ云々。然共それにかゝはらず何色を用るも人々のこのみに任する也。糸は平組にても。又は琴の糸にても卷也。又わたり卷も同色の糸也。糸卷の太刀と云々。刀劍問答に曰。糸卷太刀は今も世に鞘卷の太刀といふ物にて候。糸卷の太刀といふ事は。本式太刀の柄をは糸にてまかぬ物なり。公家に帶せられ候太刀も品々有之候へ共。柄を卷事無之候。武家にて帶し候白太刀。黑太刀と申も。柄をまく事無之候。然ども糸卷太刀は。軍陣に帶し候太刀にて有之候間。柄を卷候也。柄をまく事は手たまり有て。宜き故卷候也。依之糸卷の太刀と申候。古足利公方の糸卷の御太刀

タウケ

は。何れもさや袋に入候。赤うるしも黒きも有之。柄は琴の糸にてかなくぬり。金ぐ目貫丸の內桐を燒付にするはゞき金也。つばふくりんなし。又まき糸こんあさぎもあり。おびとり淺黄の布にて。あしあひの所は。かんたうにて包むいくふりも此作なりし由。宗悟一册に見えたり云々。貞丈翁の說に。糸にて卷たるをいと卷の太刀と云。革にて卷たるを革卷の太刀と云。惣名卷太刀なり。卷太刀は武士の太刀也。公家には是を用ひず。又近世糸卷太刀をさや卷太刀といふは誤也。鞘卷といふは腰刀なり。又今世糸卷太刀を。陰の太刀といふも誤也。太刀に陰陽は無之。又兵庫鎖と云々。」また貞丈雜記に。甲州武田信玄の軍兵の相印の爲に。刀の鞘に三つゝ輪を白く付る。其輪さやを卷く故。此相印をさやまきと。彼の家にては云ひしとなり。是れは古腰刀を鞘卷ともさらまきともいひしとは別の事也。まぎらはしき事故是を記す」と見ゆ。義家朝臣の像に。太刀にそへて差れし刀の鞘の。今の千段卷などいふ物のごとくに繪がきしもあれば。其說の如くにもやあるべけれど。鞘卷と云ふこと其鞘を糸にて卷しが故にはあらず。此物を差すには。鞘ながらぬけざらん爲めに其緒を帶の上引こして。鞘にまき。其餘りをば腰に挿むへし。されば鞘卷といふ也」との君美氏の說あり。本朝刀劍考に云。鞘卷の太刀。糸卷太刀とも云ふ。此の太刀は公家にて帶せらるゝ事なし。武家計り用ふ。關東にては衣冠。直垂。狩衣。大紋等著する時。野太刀。鞘卷太刀意に任せて帶するなり。古へは野太刀。鞘卷太刀を軍陣に帶す。柄に鮫をかけず。錦にて包み。糸にて卷く。平卷なり。目貫表裏捻ぢする。野太刀の如し。柄。頭。緣。野太刀の如し。赤銅。魚子。玉緣。毛彫。其外好みに依るべし。鐔。葵鐔。野太刀の如し。大切羽。小切羽あり。鞘の副輪。胴金(ドウカネ)等の模樣柄頭に同じ。帶取の間柄の如く錦を張る。糸にて卷く。之を渡り卷と云ふ。鞘蒔繪は唐草類其外古實の模樣紋所等意に任すべし。佩緒は啄木の組緒を付くるなりとあり。

【脇差】とは近世太刀に對したる小刀を云ふ。去れども古へは【短刀。懷刀。隱劍】と稱して其製小さく密に携へたるものなり。軍器考に。脇差といふ物もまた二つありけり。貞治六年八月十八日。最勝講行れし時に。南都北嶺の大衆等鬪諍に及し事を。太平記にしるしたるに。南都の衆徒は。面々に脇差の太刀なと用意せしよし見えたり。其後山名陸奥守氏淸か叛し時。御所は御腹卷の上に。篠作といふ御太刀に。二つ銘といふ御太刀二振そへて佩給ひ。藥研徹といふ御脇差を。さし給ひしよし。明德記にはしるせり。藥研徹といふ刀は。其長さ八寸三分にてあるなれば。其比に脇差といひしものは。古に聞えし腰刀にて(源齊賴の腰刀は九寸五分のよし見えたれは。藥研徹のたけをもて。その腰刀たる事をはしりぬ)。太平記に見えし所とは同じからず 太平記には脇差の太刀とあるかゆゑ也)。腰刀といふ物は。其たけもつとも短くして。もしくは敵とくまむ時に。鎧の透間さし透すに便あれば。世に鎧どほしともいひ。馬手の脇にもさせば。馬手差とも。又脇指とも。脇刀ともいひ。今は又これを小脇差などいふなり。かくなづけいふ事は。近代より又打刀の身を。腰刀などいふ物のごとくに飾なして。さしけるほどに。それを脇差といひて。昔の脇差をば。小脇差といふ事。かの大太刀。小太刀。小刀などいふ事のごとし。其後又つれの脇差より。猶寸ののびたる物をこしらへて。大脇差と名つけたれば。つれの脇差をば。又中脇差ともなづけし也。かの小脇差といふ物の柄に鮫皮かけて。糸にてまかぬをば。はなし目貫などいひ。すこしきなる鍔うちたるをば。はみ出しといひて。鍔うたぬをば合口などもいふ。すべて今はかく種々の物ども多くなりけり。」また貞丈雜記に。脇差といふ物は。本名脇差の刀也。刀といふは。刃物の惣名也。脇刺は隱劍とて。懷中に隱して。用心の爲にさす物なる故。脇ざしの刀と云。それを畧して脇ざしと計云也。古のわきざしは長さ柄ともに八ヵ寸計にて。鍔なく柄まかず。今あいくちといふ物の事也。鞘のこぢりを丸くする事は。懷中する時衣服にかゝらぬ爲にしたる也。下緒を短くする事は。下緒のむすび玉を。帶の通りにおしはさみて。外へ取落さぬ爲也。懷中にて脇へさし置く故わきざしと云也。今は脇差の寸尺を長くして。鍔を入れ。柄を卷て。打刀と同じ拵にして。懷の外へ出してさす故。古の脇刺とは。大に違たる物になりたり。古守刀といふも即わきざし也。伊勢守貞親の子息貞宗への教訓書に。當世ある人を見るに。わきざしとてさす。是は隱劍とて人にかくしてさす事也云々。此教訓書は東山殿の代。長祿三年にしるしたる書也。太平記卷十三(兵部卿の宮薨御の條)。淵邊其刀を捨て。脇差の刀を拔て。御心もとの邊を二刀さゝれてとあり。脇差の刀とはたゞわきざしの事也。」また同書に脇差の太刀といふ事。太平記卷四十(最勝講之時及二闘諍一の條)。南都の衆徒は面々に脇差の太刀なんど用意の事なれば。拔連て切てかゝるとあり。是は脇差の刀太刀なんとゝあるべきを。刀の字落字なるべし。又は出家なれば。衣の內に太刀をはかずして。太刀を脇に隱して出たる故。脇差の太刀と書く歟」と見えたり。

【兵庫鎖の太刀】とは兵庫寮に於て製作せし太刀をいふ。貞丈雜記に。兵庫鎖の太刀と云は。柄も鞘も銀ののべかねにて包みて。おびとりは銀のくさりを付る也。」軍用

記細註に云。貞丈曰。古禁中に兵庫寮と云役所ありし也。武具を作りて納めおかるるなり。その藏を兵庫と云なり。其兵庫寮にて。武具の奉行する役人を兵庫頭。兵庫助。兵庫允などゝ云なり。其兵庫寮には甲冑。刀劔をはじめ。すべて武具を作る職人を召おきて。武具を作らしむるなり。兵庫鎖の太刀も。兵庫にて作りたる也。兵庫にて作るは上手にて細工よき故。賞翫して兵庫鎖と云なり。然る故兵庫にて作らぬも。細工よきを兵庫鎖と云なり。刀劔問答に云。いか物作りも兵庫鎖に似て。少し違ひあり。諸聞書條々に曰。太刀にいかものづくりといふ事をば。今の世に。是をしらず。鹿の皮の尻ざやかけて。足は兵庫鎖に七足なり。柄の甲金も常よりは甲高きなり。武者のはく太刀也云々。兵庫鎖に七足とは。兵庫鎖のごとく。銀の鎖を付るを云。七足とは足に鎖を七筋づゝ付を云なり。渡邊宗冬いか物作りの古圖を見せたりし。其圖のおもむき柄䩑ともに。銀ののし付也。かぶとかれふとく長し。すじがねあり。中にはゞきしめがね。めぬきは家の紋なり。柄頭にあなあり。銀のくさりを通す。鎖のうてぬきなり。鎖の端細長く。先ふとき金を露に付る。さやは兵庫鎖のごとし。あしの所も同じくわんあり。くわんに鎖を七すぢづゝ付て。おびとりを通す。おびとりは鎖にあらず。菖蒲革也。鹿の皮のしりざやかけるよし見えたり」とあり。また【丸䩑の太刀】といふを。貞丈雜記に。丸䩑の太刀の事。太平記卷十二(公家一統政道の條)。兵庫鎖の丸䩑の太刀に。虎の皮の尻䩑かけたるを云々。同卷二十一(鹽谷判官讒死の條)。いで引出物せんとて。金作の丸䩑の太刀一握手つから取出して。藥師寺にこそ引れけれ云々。同卷三十四(紀州龍門山軍の條)。禰津小次郎か六尺三寸の丸䩑の太刀も捨たりけり云々。丸さやとはさやを丸くしたるにはあらす。丸とは一圓の事にて。金作の太刀の䩑までも。金にて包たる也。古書に金作の丸䩑の太刀とあり。只丸さやの太刀と云ふ事もあり同じ事也、丸とは一圓也。俗に惣體の事をひとまるめと云も。同じ事也)。また同書に【細太刀】の事。野宮宰相定基卿云。螺鈿劔(䩑に青貝にて文を入たるなり)。蒔繪劔(䩑に蒔繪をしたるなり。右兩品公家に用らるゝ)。皆細太刀にて候。儀刀木刀の類にて眞劔にあらす。なまかれにて作りたるにて候云々。儀刀とはたゞ威儀にばかり備るを云(威儀に備るとは。人おどし計にする也)。實用にあらす。威儀の爲計にする故。なまかわにて刃をほそく作るに依て。細太刀といふなるへし。新六帖。信實朝臣の歌に「世の中を思ふ心もほそ太刀の。さやはまろくかつまりはつへき」。また同書に【佩太刀】と云は。常にはく太刀也。太刀にさま〳〵品ある故まぎれぬ爲にはき太刀と云也。中半太刀、大太刀。長太刀、野太刀の事也)などははかぬ太刀也。それに紛れぬ爲にはき太刀と云也。常にはたゞ太刀とばかり云へし)。佩太刀の長さは人の身の大小によりて。腕の長短あり。腕の長短相應に太刀の長短あるべし。短き腕にては長太刀はぬく事ならす。自由にぬかるゝ位の長さを以て。自身の佩太刀の定尺とすべし。至極長きは三尺に限り。それより内二尺又は二尺幾寸。是佩太刀の長さのほとくらゐ也。」また同書に【銀劔】といふは。銀作の太刀也。上古禮式の進物には。太刀銀劔をつかひし也。東鑑。源平盛衰記。平家物語。鎌倉年中行事等に見えたり。正月御的初の射手。又矢開の時餅食たる人にも。銀劔給る由。東山殿年中行事矢開の記等にみえたり。今も將軍家御代始に。大和國多武峰惣代銀劔を獻上す。然れとも。それは白木䩑の刀にて。實の銀劔にはあらず。其名ばかり也。古は銀劔にて有りしを。今は畧してかく白木䩑のまゝ。獻する事に成しなるへし。又式正の時はく白太刀と(白太刀條々聞書に見ゆる)銀劔とは。同物にあらす。」又同書に【黑作太刀】と云は。御成次第故實に云。黑作太刀と中の鍔も。ぬりつばにて候。金具も。赤銅にて候。塗金具にてもさやはぬりさや。つかはさめにて候。糸にても革にても卷候ましく候。おびとりはしやうぶ革たゝみて仕候也。足間もまき候はす候。是を黑太刀と申候。其頭書に。貞丈云。黑太刀と云は。柄さめをかけて。黑くぬる。柄まかず。目貫家の紋燒付也。さやくろぬり家の紋を付る也。金具皆赤銅にて。なゝこ地なり。鍔はあふひつば。赤銅家の紋を付也。帶取赤銅しやうぶ革。たくぼくの時は。足間にあたる所を黑皮にてぬひくゝむ也。是を黑太刀と云。又黑作と云も同し事也。」また同書に【鳥頭太刀】と云物は。古鷹飼のはきし太刀也。江家次第に見たり。又鷲造の太刀と云物。源平盛衰記(卷四十二源平侍共軍の條)に見えたり。右鳥頭太刀と云は。銀にて太刀の柄頭に鷲の頭を造り付たる物也、鳥頭の太刀を似せて鷲造の太刀をは作りし歟。詳なる事は知らす。江家次第(大臣大饗の條)に曰。鷹飼鳥頭太刀とあり。鷹經辨疑論(野行事次第篇)曰。隨身錦帽子を。折烏帽子の上に着也。水干に。下濃袴鳥頭の太刀を帶し。猪の皮尻䩑に入る云々。長秋記に曰。大永四年正月十六日。太政大臣大饗。御鷹飼渡。左近府生下毛野敦利鳥頭劔、件の劔。顯季の劍也。上皇賜装束、次に僧侶頒給云々。銀作鷲頭螺鈿劔、無二目貫緒一云々。斑家尻䩑入二螺鈿劔一。)又同書に【長伏輪の太刀】と云物。盛衰記卷二十(石橋合戰)に見えたり。常の伏輪の太刀は。鍔は勿論伏輪有。䩑はみねの方にもしよせ䩑の半分程あり(もしよせはみねの方のすじがねなり)。刃の方にしば引䩑の半分程あり(しば引は刃の方のすじがねなり)。長伏輪はしば引

もゝよせを長く通したるを云也。」また同書に【錦包の太刀】は。錦の袖袋かけたる太刀也。前にも云如く柄鞘ともに錦をかけ。堅く縫くゝみて柄糸を巻き。わたり卷をもする也。小笠原ヶ秀記に。主人同前に乘馬の時。太刀をはく事。錦包みは。主人同輩以上へ參會の時わつそくにかけ可らず。柄よりかけてはくべし。太刀の柄よりかけてはくは主人の太刀也。太刀のさやより足間へ入てはくは我太刀也。」また同書に【守刀】古のこしらへ樣の事。義經記しやな王(義經のをさな名 殿くらま出の條云。紺地の錦にてつかさや包たる守刀と云(是義經の守り刀也)。又曾我物語。はこ王祐經に逢し條に云。赤地の錦にてつかさや卷たる守り刀と云々。包たると云も。卷きたると云も同じ事也。錦をきせて堅く縫ひくゝみたる也(下緒通すくりかたは。錦より外へ出すべし。守り刀は懷中に入る物なる故。おりかれは無之。おりかれは今はさかつのといふもの也)。又義經記衣川合戰の條に。鞍馬の別當義經の幼少の時。小鍛冶の打たる守刀(紺地の錦にてつかさや卷たるは此の守刀なるべし)を參らせしは。長六寸五分ありし由。是を秘藏して西國の合戰の時も。鎧の下へさゝれたるとあり。鎧の下とは鎧のふところの內を云なり。大納言行成卿は。實方朝臣と口論して。冠を打おとされし時。冠取てかふりて。守刀のかうがい取出して。びんを撥なでられしといふ事。寢覺記(一條攝政兼良公御作)にみえたり。守刀にかうがいをもさす物也(守刀にはかうがい計さす也小刀はさゝず)。」また同書に【みせさや】と云は。短き腰刀に長き鞘袋をかけて。長き刀と見せる心なるべし。されども腰刀短き故。鞘の先折るゝ也。夫木抄正三位知家卿歌に「つしまつりけふをはれとも見せさやの。さきをりかけてねるやたか子ぞ」。光大曰。見せさやは。錦にて作る。紅絹を裏にして鞘尻をとんぼ頭に切て。二枚にして下る也。」また同書に。今世禁中にある【晝の御座の御劍】は。豐後行平也(後鳥羽院の御代の鍛冶也)。先年研せられしに(研せらるゝ事先例なしとぞ。いかゝの故か研せられし也)。本阿彌是を研たり。其賞に本阿彌は伊勢大掾に任ぜられし也。其時銘あるやと御尋ありしに。無銘にて候由答申上げしとぞ。昔より無銘也と申傳へある故。わざと無銘の由を申上げたり。實は豐後行平の銘明に有之由也。晝の御座とは淸涼殿の事也。天子晝は此御殿に御座なさるゝ也。此御座に右の御劍置るゝ故。晝の御座の御劍と號する也。別殿へ入らせらるゝ時は。內侍かの御劍を持て御供にさふらふなり。行平の作を用らるゝは後代出來しなるべし。古代の晝の御座の御劍は。亂世に紛失などせしにや。此の事酒井氏本阿彌に尋られしに。如此物語せし由。酒井氏談せられしなり(酒井飛驒守忠香武を好し人なり。西丸若年寄を勤たり)。」また同書に【つかひ太刀】と云は。つかひ物にする太刀と云事也。元來はまことの太刀を進物にしたれども。應仁年中の大亂世上貧になりて。つかひ太刀は始りたる也。私刀記に云(伊勢下總守貞牧の記也)。目錄に。太刀の銘を付る事勿論也。持太刀なれば。「一腰」のわきに「持」と付候。又糸卷にて候へば。是も「一腰」の脇に「糸」を付候。又金ふくりんなれば「金」とばかり付候。銘ある太刀は必銘を認候。したて以下可然太刀にて候とも。銘候はねば持と付候。又當時はしりまひ候つかひ太刀をも。持と付候。次に糸卷とはつかひ太刀・よりも。猶いつきなるにて候。さやはぬりさやにて候。つかさやをば常の如く。組にて卷候。帶取はつかひ太刀の如くにて候。是を糸卷と申也。又金ふくりんは。太刀と申たる名ばかりにて候。さやつかを只はけぬりて。帶取には紙をたゝみて仕候。ふくりんははくをおし申候。從先々公方樣へも進上候也。」また同書に【聖柄の刀】の事。源平盛衰記五の卷同六の卷に。淸盛入道聖柄の刀をさゝれし由見たり。此聖柄の事詳ならず。貞丈按るに。刀と云はさやまきの刀也。さや卷の柄は鮫の皮をかけて放目貫也。又さめをかけずして唐木などにて作りたる柄も有し也。其さめをかけざるを聖柄と云成べし。法師の事をひじりと云。刀の柄にさめをかけず。坊主の髮なきが如なるを云歟。又按。鮫は魚の皮也。魚を用ざれば精進也。依て聖柄といふ歟詳ならず。」また同書に腰刀(鞘まきの事也 の事を【さすが】とも云也。後撰集(離別の部)云。みちのくにへまかりける人に。火うちをつかはすとて。かきつけ侍りける紀貫之「おり〳〵にうちてたくひ(火)のけぶりあらば。こゝろさすかをしのべとぞおもふ」。爲家卿の抄に。さすがは腰刀也。火うちを付たり云々。曾我物語卷五云。けはひ坂のふもとに遊君あり。時宗情をかけ淺からず思ひしに。ひく手あまたの事なれば。梶原が濵出してかへりさまに。この女のもとに打寄。夜と共にあそびけり。あかつき歸るとていかゞしたりけん。腰のものをわすれて出けるを。女のもとよりかたなをつかはして「いそぐとてさすがかたなをわするゝは。おこし物とや人のみるらん」。かげすゑ馬にのりながら。ゆんでのあぶみをいまだふみもはなさず。返歌をぞしたりける「かたみとておきてこしもの其まゝに。かへすのみこそさすがなりけり」云々。此兩首の歌。腰物さすがをよみ入たり。

古の武士常にさしたる腰刀也。長サ九寸か八寸ばかり。はなし目貫にて柄まかず。鍔なし。鞘の尻は直に切る。小刀かうがいをさし。長き下緒なり。短き刀故引ぬく時。鞘とともにぬける故。腰にさして下緒をさやに一卷すきて。結びさけ置故。さや卷と云也。此さやまきをさうまき共。腰刀とも。腰物とも。さすがとも。刀とも云也。さうまきとは。左右卷と書也。一說に上古は劍のさやを。葛にてまきし也。此鞘をつらにて卷たるを學びて。さや卷にきざみめを付て。さやまきたる如くなる故。鞘卷と云。又打刀に對して。ちいさ刀とも云。」また同書に【小太刀】と云は。是も佩く太刀也。右に云たるはき太刀よりも甚短き也。是は時により短を用ひて。利あるへき時にはく也。一尺餘幾寸のほどくらゐ也(上つまりひくき所。又はせはき所などは。小太刀に利あり。又ふところにかくす事もあるべし)。」また同書に【革卷太刀】(皮裹又革裹同し事なり)。鞘をなめし革にて包み。かたく縫ひふくみたる太刀也。皮の上に金物あり。柄鮫黑塗也。皮の上にわたり卷あり。康富記卷七。文安元年八月一日丁未八朔。御禮進上。宮御方御劍一腰(皮裹)云々。那須與一宗高か太刀。今も那須の家に傳へて在之。革包の大刀也。」また同書に【中牟太刀】と云は。佩太刀よりも長く。大太刀よりも短し。はき太刀と。大太刀との中なる故。中牟太刀と云。是も戰場にてつかふもの也。はく太刀にはあらす。」【大小】また同書に。今世刀(古はつば刀とも打刀とも云)。脇差(古は隱劍ともわきさしとも云。古は短くてつばは入さる物也)の兩刀を相添て帶するを。大小をさすと云也(古は腰刀一つさして太刀。打刀は從者に持せしなり)。此事は信長秀吉の時代戰國の時より始れる也。或書(此書題號なし。非上氏の藏書也)。肥前國龍造寺(大名の氏也)太閤へ降參して御目に懸り。秀吉へ伺公致たりし時。秀吉公龍造寺に被仰は。久々にて對面也。我等か種々の諸道具見せ可申也とて。則龍造寺を被連矢藏へ上り給し。少も龍造寺に氣つかひなく。刀脇差をぬき。龍造寺に持へき由被仰。先へ上り給ひし也。龍造寺跡より大小を持ち上り給ふ云々。又秀吉家譜に(林道春台命を奉て撰する書也)。天正十五年四月。秀吉使レ攻二岩付城一(中畧)。大權現使者本多豐後守廣孝來會し。共に攻レ城。有二戰功一。秀吉感レ之。賜二羊皮羽織及金鐔脇差一云々。其の時既に鐔を入たる脇差あり。是等を以て考るに。大小をさす事は。信長秀吉の比戰國の時より以來の風俗也。それより以前には此事なし。」其頭書に。大小をさす事。太田備中守作信長記天正六年十一月二十四日の條。信長公より御太刀拵の御腰物竝御馬皆具共に拜領云々。此頃はや太刀拵と云名目あり。太刀に脇差をさしそへし事。大內義濟記(天文二十一年奧書に云)金作の脇差に太刀をそへてはき玉ふ云々。天文の頃は太刀に脇差を添てはきしと見えたり。」また同書に【白太刀。黑太刀】の事。宗五大雙紙に云(條々聞書の事なり)。大かたびらの事。帷の直垂に下かたびらの白きを。腰より上にのりをこわくして。着重ねてゑもんを取也(中畧)。はき候太刀は白太刀とてつかさやともに白し(貞丈云。白とは銀也。銀を以てつゝむ也)。つか銀の打さめゐのあしなかをはくべし(貞丈云。ゐのあしなかは足にはく物也。爾の足半也)。又持せ候太刀は。黑太刀とてさやぬりおとし。つかさめをかけて。黑くぬるかなごしやくどう。うけぼり。なのこなるべし。目貫我家の紋を燒つけにすべし。帶とりしやうぶ革。足あいもつかもまかず。是をくろ太刀と云。うでぬき入べからず。惣じてきとしたる時。太刀打刀に。うでぬき入ましく候云々。其頭書に。貞丈云。白太刀と云は。柄さや銀にてのし付也(のし付とは金にてつゝむ也)。柄ぎんの打さめにて柄卷す。目貫きんにて家の紋を付る。鍔は葵つばぎんなり。家の紋を付る。鞘も銀にて包みけぼり。家の紋あるへし。金具皆ぎんにてけぼり有。帶取しやうぶ革。たくぼくのときは足間にあたる所を。白地の銀襴にて縫ひくゝむなり。是を白太刀と云」とあり。また同書に【葬禮の供の人のさす腰刀】(短く鍔なき刀の事也)をば。白絹の袋に入也。袋と云は。鞘袋。柄袋也。白絹をきせて縫ひくゝむ也。室町記に。將軍義量公薨御。應永三十甲辰年二月二十九日。於二等持寺一火葬の事を記たる條に。役人之事(着白直垂也。こひぬかうよりわらんぢをはく刀絹の袋に入る)と見えたり。近世江戶にて武家には此事なし。町人葬禮には。脇差の柄を白紙にて包てさすは。かの絹の袋に入る餘風の殘り傳りたるなるべし(近世町人の刀の柄を紙にて卷を笑ふ人あれども。古風の殘たる也)。

【木刀】(ボクタウ)作り付けにて拔く事を得さる者にて。木を彫りて漆を塗り。外見上眞物の如くしたる小刀なり。小兒の差料。又は仲間小物の差料にしたり。又拔くことを得る樣に作りたる者にて。刃の代りに竹を削り入れ置く者あり。之れを俗に【竹光】(タケミツ)と云ふ。刀工の名に何光々々と云ふが多ければ。竹の刃なる刀をも竹光と云へるならん。小兒の指料。又たは貧しき士人の刀を買ひ得さる者が之れを差したるなり。

【刀劍の名所及び附屬具】刀劍の名所。和漢三才圖會に出す所の圖を左に揭ぐ。

有直燗乱燗數品

また刀劍の刃の名稱を。軍器に云へり。刀の形制も亦多し。鎬作。菖蒲作。鵜頸。冠落。切刃。平作など云あり。菖蒲作をば。又鯰尾とも云ふにや。又樋かき。彫物。きり物などいふある也。されど。皆昔より云ひ習はせる語のみ。異朝の書に。備前刀に血漕あるを巧とすと見えたるは。樋かきし物にて。或は龍を鑿。或は劍を鑿。八幡大菩薩。春日大明神。天照大神宮の字を鑿るなど〻見えしは（武備志）。ほり物。きり物など云ふ物にて侍り。昔は峯といひし所を。今は棟といふ也。これにも丸棟。三つ棟。菴棟などいふものあるにや。鋒の字を用ひて。般都左伎とよみ。中心とかきて。奈可古とよむ。異朝には。莖の字をも（周禮）。鐔の字をも（爾雅に。鐔者劍刀之本入レ把者也と注せり）用ひ。又柄の字を用ひし事もありき。其形。又其やすりめなどの式によりて。各其名あるなるべし（右の大刀の中心には。近世の物と異なる多し。其中に中心に細き長き孔を鑿開しあり。これは毛拔形の太刀の身にてある也）。志乃岐といふものは。昔より鎬の字を用ひ來りたれど（太平記にも鎬など記せり）此字は。異國の地の名にて。志乃伎といふべき義は見えず。おもふに金に高きに从ひし字なりければ。我國にして。此字を借りて。志乃伎とはよみしなるべし。異朝の書には。峯のかたを脊といひ。刃のかたを脾といふ事は見えたれど。脊と脾のさかひなる。志乃伎と云所の事を。志るせる文字は見えざるにや。横手際といふ所をば。異朝には肩といふ。凡そ刀劍の鍔刃を。我國にて也以波といふ事は。其火のためにやかれて。刃の利き事。人の歯のよく物を斷ことあるに似たれば。かくは名つけし也。世には又刀劍の文理をも。也幾といひて。その文字にも。亦刃の字を用ふるなり。心得ぬ事にや。龜文をすぐやき。縵理をみだれやきといひ傳へし事は。いかゞあるべき。縵の字は韻書にも無文也と注したり。文なき理ならんには。縵理はすぐやきにて。龜文はみだれやきにぞあるべき。龜甲のおのづから文あるをも。又はやかれて坼たるをも。共に龜文といふなれば。龜文といはんには。必ず文章はありぬへし。淮南子に見えし魚腸といふは。正しくみだれやきとぞ見えたる。今は松文といふもの也といひしは。地肌といふものに似たるやうに聞え侍り。それをも文理といふべけれど。あざやかに文あるものは。也幾といふ物にしくはなければ。古に龜文。縵理。龍藻。魚腸。星文などいひしは。みな也幾といふもの〻事にぞあるべき」と見ゆ。

【三所物の事】同書に世に目貫。笄。小刀。此三品揃たるを三所物と唱。此名目古代に聞えざる事也。條々聞書に云。公方樣御腰物の條。御目貫丸の内つぶ桐燒付御笄ぶやくどうみゝ燒付。又樋の内左右に御めぬきの如くなる桐を燒付候。御小刀つかこかれくわんあり云々。是御目貫。御笄は桐同樣に付たる旨注せり。御小刀桐の沙汰注せず。されば古代目貫と笄とは。同樣にありしなれと。小刀は別なるべし。既に後藤家に祐乘。宗乘。乘眞此三代の作に。目貫。笄と二品揃ひたるは。まゝ有りしといへり。光乘より以來は目貫。笄。小刀三品揃たる品出來りしと云說あり。されば元龜。天正。元和の頃。はや三所物ありしなるへし。

【目貫】は目釘のぬけざるため。其覆とする刀劍具の一なり。軍器考に。目貫といふ物は。目貫穴を貫きて。其柄のぬけざらん料にてある也（我國の習俗にて。およそは

孔竅をもて。目といふなり。蟇目。猪目などいふ類これなり」。昔は麻布多岐ともいひけり。古事談に。肥前守景家といふもの。常に鳥括の水干。無文袴。紅衣着て。赤づかの刀の麻布多岐に。貝摺たる差して。家中には居たりけりと見えしは。此物にてある也。又前右兵衞佐殿山木判官をうたれし時。夜討には太刀より柄の長き物よかんぬとて。加藤次景廉に長刀を給ふ。これは故左馬頭殿の身をはなさでもたれたる物にて。銀の小蛭卷して。目貫に寶螺をすかしたる也と。源平盛衰記にいふなれは。昔より此物には物の形を作りける也。」とあり。裝劍奇賞には。今は【目釘】と目貫とは別の物となれり。されば此名のふるく見えたるは。拾遺相歌集の神樂歌に。「白銀のめぬきのたちをさげはきて。ならのみやこをねるはたが子ぞ」とよめるは。銀裝の太刀と昔いへる者の目貫なるべし。又鎌倉年中行事に。牛の目貫とあるは。いかなる製にや。今のごとき高彫の目貫は祐乘より起るといへど。其已前にもありしにや。考ふべからず。京都將軍の盛なりし比より。目貫にさまざまなるかたちをものずかれしより。今のごとく巧を競ふに至れり」と見ゆ。秋齋閑話にも。目貫と目釘は別にして目貫の樣詮なしなどあれど。何時より其の製別になりしか考へがたし。さて目釘に蛐蜒(ナメクジリ)を選ふ法を東牖子に云ふ。和州郡山の羽倫といへる彫工に尋しに。羽倫いはく先大きなる蛐蜒をほして。竹の目釘へ鞘の樣に被。目釘穴へ込なり。左するときは川ふるときは。濕せば目釘のはしるとなしと答へき」とあり。此製作品のうち宗珉一輪牡丹目貫といふは世に名高し。近世奇跡考に。宗珉横谷氏。名は友常。遯庵と號す。俗稱次兵衞。檜物町に住す。一輪牡丹の目貫と云は。世に一具の名物也。傳へて云。寶永の頃紀文宗珉に牡丹の目貫をのぞみ。手附金十兩をおくる。三年過るにいまだほらず。紀文待詫て。しきりに催促せしが。其住方宗珉が意にかなはずとて。手附金をもどしぬ。其後やゝ過てほり上りたるを。其後紀文とならびたる富家某にあたふ。某。金五十兩を以て謝物とす。宗珉それより。生涯一輪牡丹をほらず。ゆゑに世に一品の名物になりしとぞ。宗珉享保十八年夏身まかりぬ。」また毛拔形の目貫とて。貞丈雜記に其圖あり左に抄す。

毛拔形目貫の圖

此うらの方に目貫作り付也

古代の毛拔の圖(類聚雜要抄に見えたり)。

【小刀柄】は足利氏以來に見えて。其前は川ひざるが如し。貞丈雜記に云ふ。鎌倉將軍の時代にては。腰刀にかうがい斗さして。小刀はさゝざりしなるべし。曾我太郎時宗が腰刀の圖を見しに。さしうらの方に。かうがいさしあり。室町殿の時代頃は。かうがい小刀をさす事に成しなるべし。公方樣御腰の物の事を。宗五大雙紙に書けるに。御かうがい御小刀の事見たり。かうがいばかりさす事。古代の風なり。」また裝劍奇賞云。小刀柄は。大雙紙に小刀柄かれの鍰ありなどいへるや。小刀柄といふものゝ見えしはじめなるべし。腰刀の鞘に。小刀を插事いつの比よりはじまりけるにや。知るべからず。或說に。太平記の大塔宮を害し奉る所に。淵邊伊賀守が脇差の刀をぬきて先御心もとのあたりを。二タ刀さすと見えし。脇差の刀なるもの。今の腰刀の鞘にさす小刀なるがごとしといへり。又云。今大和國にある所の。後醍醐天皇の御刀に。小刀はなけれど。今の小刀をさすべき所に髮搔をさしたり。又八幡殿の鞘卷といふものに。小刀髮搔をさしたるはとあれば。むかしも小刀をさせし事のあるにや。いまだ古記に小刀を刀の鞘にさす事所見なしと(已上或說)。是又室町殿の比よりはじまれる事なるべし。」さて【かうがい】とは髮搔の義なり。(かうは髮也。頭の殿をカウノトノといひ。透垣をスイガイといふがごとし。カキをカイといふも音便也)。和名抄に。櫛髮刷と書て。文選を引て勁刷は理レ鬢とありて。和名加美賀岐と見えたる是なり。察覺記に侍從大納言の守刀よりかうがいぬいて。鬢をつくろひしといへる事あれば。いにしへは髮なくゝり上てかうがいにてとめたりと見えたり。髻など着る時は。髮を亂すゆゑ。かうがいをば太刀にさせる也。しかるに今俗に。笄の字をかうがいとよめるは誤なり。笄は和名抄に加美左之とありて。冠を插の釘なり(但し此書。やはり笄の字を用るものは。其久しく用ひ來れるにしたがひて。見易からしめんが爲也)。

【鐔】和名抄云。唐韻云。鐔。劍鼻也(今俗急呼ニ都婆一)。程瑤田曰。劍鼻謂ニ之鐔一。鐔謂ニ之珥一。又謂ニ之環一。一謂ニ之劍口一。有レ孔曰レ口。視ニ其旁如レ耳然一曰レ珥。而レ之曰レ鼻。對レ末言レ之曰レ首」とあり。和事始に。伊弉諾尊の。軻遇突智を切給ひし時。劍鐔より

垂血激越て神となる（舊事記）。之を以て見れば。鐔も又其來る事久し」と見ゆ。和訓栞に。古歌に葵鐔。保元物語に練鐔。庭訓往來に菜鍔など見えたり。又太刀の鐔は葵に極り。打刀の鐔は丸つばの物也。すかし鐔は義教將軍の物好に出といへり。」貞丈雜記に。あふひつばと云は。葵を四ッ寄合せたる如くなる形也。夫木抄六帖題信實朝臣「かつはまたさすさやくちにあふひつば。こゝろありけるかなつくりかな」。また同書に。或人云。信長公の太刀鐔に透しありと云。又永井靱負藏に。池田勝入の打刀鐔八角八所透しなり。池田勝入天正十二年四月九日。於二尾州長久手一永井傳八郎討取也。于レ時勝入四十九歲と云。さあらば天文五年の生れ也。依て考れは。元龜。天正の比は透鍔ありし也。塚原卜傳百首（天文。永祿頃の人）「鐔はたゞ切拔きあるを好むべし。厚く無紋をふかくきらへり」。此歌によれは。天文。永祿の頃よりはやありしなるにや」とあり。裝劍奇賞に。名物鍔の圖を載せて其名を記せり云。勝軍。登智波多。摩利支天。富士見西行。八橋。鷹門。菊鷹金。草盡。弓矢蘘荷。信家。孟宗竹等世に名ある鐔なり。

【欛】和名抄云。唐韻云。欛（太知乃都加）劍柄也。考工記云。劍莖。人所レ握鐔以上也。」和訓栞云。柄をよむは天智紀に見ゆ。刀の柄頭をいふはたかみの轉じ略せる也。神代紀に見ゆ。」裝劍奇賞に。欛と書て。タチノツカとよみ。神代卷に太刀の手上といふ。又多加比とも。多加々比ともいへり。天照太神の劍柄を急握給ふとあるを。釋に神代のむかしは劍の柄をタカヒといふ。日向國風土記に。宮崎郡高日村は昔天より降れる神。劍柄をもて此地に置給ひしによりて。劍柄村といひしを。後人改て高日村といふと見えし。即是也といへり。されど劍柄をタカヒといへるも。詳ならざるよし。東雅に見えたり。是太刀の柄の事をいへるなれど。刀脇差にも同く柄といへれば。此に其原始をしるせり」とあり。

【切羽】はハヾキともいふ。軍器考云。切羽といふ字。ふるき節用集に見えたれど其義詳ならず。【鵐目】といふは。其形の彼鳥の眼に似たりければ。かくはなつけしなるべし」とあり。裝劍奇賞に。切羽は狹鍔といふを畧せる言にて。【はゞき】といへるは脛巾の義にて。脛巾は今の脚絆の事也。刀劍の本を裹む事。脛巾に似たる故。やがてハヾキが子の名を稱し來りし也。太平記にも。ハヾキとのみいへるは。久しく其名のいひならへるなるべし」と見ゆ。

【鐺】は古へ鞘尻と云へり。中古專ら古之利といふ。安齋隨筆云。刀之小尻。古き書には。刀の鞘尻とあり。盛衰記長門本の平家物語等に見えたり。小尻と云ふ名。宗五記（大永年中の書）に見えたり。今は專ら小尻と云。按るに和名抄。居宅の具に。璫の字の下に。文選云裁二金璧一以飾璫（師說。古之利又耳璫見二眼玩具一）。劉良曰。以二金璧一飾二椽端一也とあり。然れは家の椽の端を金璧（たまの名也）にて飾るを。璫（こじり）と云ふ也。其義に准して。刀の鞘の端に金物を入て飾りたるを。こじりと云なるべし。金物を入ざるは。こじりと云へからず。されども轉用して金物を入れざるをもこじりと云ひ習はしたるなり。」軍器考云。こじり栗形。折金いづれも獅子をすへられしよし見えたり（大諸禮に）されば。古には折金とこそいひたれ。今は逆角などもいふにや」とあり。

【鞘】和名抄云。劍鞘。郭璞方言注云。鞞。劍鞘也。唐韻云。鞘。刀室也」とあり。裝劍奇賞云。刀劍の身をば古言に佐比といひ。やは屋也。小刀の屋といふを畧して。さやとはいへるなるべし。日本紀に七枝刀といへるも見え。萬葉集にふたざやの家とつゞけ。新撰六帖にしりざや。かりざや。みせざや。さげざやなどの名も出たり。しかれども其制今しるべからず（古事記に小刀をさびとよめるは小冷の義なるべし。刀をひえとよめる事は。神代卷に見えたり。いにしへは鋤をもさびとよみて。鋤は劍の古名なるべし）。又鞘に附たる具に。栗形。うらがはら。かへり。小尻。鵐目等。各考へ據とすべき事もあれど。文繁ければこゝに略せり」とあり。

鏢

反角

栗形

鯉口

【尻鞘】は鞘の雨露に濡るゝを厭ひ。濕氣を防ぐ料に用ゆ。軍器考に。尻鞘といふ物萬葉集には劍後鞘と書て太知乃志利左也とよみたりければ。此物昔よりある物也。ものゝふの大刀尻鞘の虎の尾ともよみたれば。昔は虎豹の尾をそのまゝにこそ用ひたるらめ。又さきなりかけてともよみければ。其たけも長かりしにこそ。布衣騎馬殊に嗣はるゝ時は。虎皮細尻鞘を用ひ。又諒闇の時は。水豹尻鞘無文青革裝束な

どいふ事も見ゆ（飾抄）。また舞人の時は。虎皮。竹豹皮（同上）。又魚形。斑猪。鹿皮の尻鞘など。用ひし事も見えたり（江家次第）。又魚形。鰐形。丸尻鞘などいひしは。其制いかにやありけむ（江家次第。園大暦等に見えたり）。蒙古襲來の事を繪かきし古畫に。我國の兵佩きし太刀尻鞘に。魚形のごとくに鬣尾あるを。黑く繪かけるありき。此等魚形尻鞘など云物にや。おもふに此物。始は行旅。もしくは征戰の時のために。つくり出せし物なれど。つゐには太刀の飾ともなれるにや。武士の甲冑帶せし時に。虎皮尻鞘かくる事。大將軍ならではかなふまじきや。其餘は大やう熊皮など用ひしとこそ見えたれ（平家物語。源平盛衰記等を併見るべし）。和名抄に見えし。韜は。劔衣也。太知不久路と讀る物也といふ人あれど。しかはあらじ。彼抄にも。説文の韜は劔衣也といふ説を引てこそ。かくは注したれ。禮の少儀に。䙃の字をも劔衣とは注したり。凡劔衣といふは。劔を函にする時にまづ布久呂に入れて納む。其布久呂を劔衣とはいふ也。鞘にのみかくる物を云には非ず。又今は行旅の時に。刀の鞘に革の袋かけて。比伎波駄と云也。比伎波駄とは。袋の名をいふにはあらず。革の名にてある也。革の文の皺めるが蟇の膚に似たればかくは云けり。延喜式にも。皺文と書て比伎波駄とよみたり。」癸亥隨筆云。刀の鞘にきする皮の衣は。尻鞘と云もの也。それを皺文皮にて造れるは。ひきはだのさやといふべき也。今時打まかせて。ひきはだといへは尻鞘の事となりにけり。又今鏡に成通卿の事の迹記せる所に。白河院御いとをしみの人にておはしき。殿上人の中にはたゞひとりいろゆるされておはすとぞ。雪ふりの御幸にひきわたのかりころもなき給へりとて。心えぬ事に仰らるゝときゝて。資遠とて侍しけびゐしのまたわらはにて。おまへにもちかくつかはせ給しに。わび申よしきかせまゐらせよと。のたまひければ。はかなく打出して。なりみちこそひきわたの事かしこまり申候へと申せと申たりければ。あしよしのみけしきはなくて。まことに奇怪なりとぞ仰られける。近衞のすけなとはかとりうす。物など花の色もみぢのかたなど。そめつけらるへかりけるを。ひきわたのあら〳〵しくおもほしめしけるにや。とみえたるひきわたは。何にかあらんもしははなりと言便にいひたるにて。皺文皮の狩衣か。今時桐油といふ物きるがごとく。ひきわたの狩衣を着給しもしるべからず。雪ふりの御幸なれば也。もしゑからばまことに奇怪の事也。」貞丈雜記に。シンザヤとも云ふよし見ゆ。軍用記にいふ。尻少しふとく。袋にぬひて用る也。太刀を帶して後。石つきの方より入れて。緒をは二の足にかけて結べし。頭書に足利殿の御代には虎豹の皮は將軍家。吉良殿三職の分は不用之。熊の皮は彈正の官人ならでは。不用之也。尻さやも其通りなるべし」と云。

【刀劍の鞘に漆を塗る事】工藝志料云。漆を以て刀室を塗ることは其の始詳ならず。聖武天皇の御宇。天皇太刀を作り。其の鞘を塗るに黑漆を以てし。末金鏤（後世の蒔畫なり）を以てこれを裝飾す。天平勝寶八歳に至て孝謙天皇これを奈良の東大寺に寄附す。今尙其の寶庫に在り（太刀の鞘を塗るに漆を以てせしことこゝに始まるに非らず。必上古よりありしなる可し。然れども史册に見る所無し。故に今現存する者に據て此に掲載す）。」天平勝寶八歳。孝謙天皇劔數百口を東大寺に寄附し。其の詳細を記する文書あり。曰く銀莊鈿作太刀一口金漆を以て刃を塗るとあり。是金漆を以て劍刃に塗りたる者なり。又陰寶劔一口は純金を用ひて之を莊り。帶執鞘尾は金漆を以て金の上に塗り。金銅作太刀一口は。頭及帶執。鞘尾竝に金漆を以て塗り。金漆銅作太刀一口は金漆にて銅作りの山形を塗るとあり。是れ皆金漆を以て其の鉸具を塗りたる者也。又銅金漆作太刀一口及銅漆作太刀一口。黑作太刀一口（後世に至ては黑造の太刀は喪服者の佩く所の者と爲す。或はこれを黑漆の太刀といふ）。杖刀一口漆を以て鞘を塗るとあり。是皆金漆或は漆を以て其の鞘を塗りたる者なり（此の際寄附する所の弓數百張あり。其の中に弓八十四張あり。而して二十張は赤漆樺纏。二十張は黑漆樺纏。一張は黑漆糸纏。一張は背は黑漆。腹は赤漆。一張は背は黑漆。腹は鹿毛漆。一張は赤漆鮎皮斑。一張は赤漆斑なるものなり。其の他。烏漆靫一具。赤漆桐木靫一具。漆播磨胡籙九具。漆阿蘇胡籙一具あり。皆漆を以て之を髹飾せり。抑兵器は獨劍のみならず。其の他の者亦漆を施しゝこと斯の如し。而して此の條は唯刀室また刀刃に漆をぬるの功のみを擧て。以て當時兵器に漆せし一斑を示す）。延喜五年。醍醐天皇制して內匠寮に於て。刀劍を裝飾するの法を定め。太刀一口を作るに漆一合（今の四合强に當る）を用ひしむ。又制して伊勢太神宮に納る所の横刀二十口。大祓（六月。十二月の二季に行ふ所の公事なり）に用ひる所の横刀八口と定め。之を塗る料の漆も亦一口に一合を用ひしむ。天皇又制して蒔の飾太刀は。武官の五位以上の者に非れば佩ぶることを聽さずと。蒔の飾太刀は鞘を塗るに漆を以てし。而して蒔畫を作り螺鈿し。又玉を嵌入し。以て之を裝飾せし者なり。又位階に隨て佩ぶる所の劔に制あることも。亦此の際に始まる（六位以下は黑漆の鞘の劔を用ひるの制も。亦此の際に始まりしならん。但黑漆の鞘の太刀を黑漆の太刀ともいふ。而して喪服者の用ひる所の黑造の太刀と異なり。黑造の太刀は鞘黑漆。鉸具黑漆。柄の鮫黑漆なる者なり）。永延二年。一條天皇勅して晝御座の

御劍を造り。黑漆を以て其の鞘を塗らしむ。元永二年。攝政藤原忠實佩く所の劍の鞘に蒔畫を作り。鸚鵡螺鈿を嵌入して以て之を裝飾す。其の美なること昔日に超ゆ。爾來刀劍の鞘を髹飾するに。或は唐草及蠻繪の蒔畫を作り。或は鸚鵡螺鈿を施し。或は沃懸地に螺鈿を施すに皆能く莊麗を極む。工人其の好む所に從て之を製造す。應仁元年。京師亂あり。天下大に亂る。爾來武人干戈に從事し。竟に刀劍の裝飾は。位階に從て等差あるの制あるを知る者甚罕なるに至る。而れども自舊制に因て。武人仍黑漆の太刀を帶するを以て禮と爲す。是を稱して黑太刀といふ。天正十一年。豐臣秀吉大に攝津の大阪城を修築し。播磨の姫路よりこゝに移居す。是の時に當て天下の形勢一變し。武人刀を佩かずして之を腰間に挿す。是に於て刀室の制も隨て變ず。此際刀室を作るの良工あり。曾呂利新左衞門某といふ。和泉の堺浦の人なり。秀吉之に命じて刀室を作らしむ。爾來【鞘師】の名匠多く諸國に出づ（鞘師の製する所の者は蒔畫を作らず。堅質にして研美なるを要と爲す）。慶長五年。德川家康兵馬の權を執り。太政を奏決す。諸大名因て各邸宅を江戸に營む。是に於て鞘塗の工人多く此に來り聚る。諸國の大名の鎭處にも。亦此の工人あり。竝に皆鞘を塗りて武人の需に應ず。爾來鞘に漆を施すの巧歲月に進歩す。是れを鞘塗師といふ。又單に鞘師ともいふ。享保年間此の際世に行はるゝ所の刀劍の【鞘の髹方】は。即蠟色塗（黑色にして研磨を加ふる者なり）。花塗（黑色にして研磨を加へざる者なり）。朱塗鐵丹塗（べにがら色なる者なり）。檳榔子塗（檳榔子の木の色の如き色なる者なり）。虫食塗（虫食の文ある者なり）。いし〳〵塗（造石面の如き文ある者なり）。也須利古塗（鑢粉を撒たるが如き文あるものなり）。木目塗（木理の如き文ある者なり）。蛇皮塗（蛇皮の如き文ある者なり）。刷毛目塗（刷毛目の如き文ある者なり）。多多岐塗（烏帽子たゝき。中たゝき。芥子たゝき等の數種あり）等なり。明治九年朝廷令を天下に布き。百官及有位の輩大禮服を着する時。竝に武官及警察官を除くの外は。刀劍を帶することを禁ず。是に於て鞘塗工の業頓に衰へ。殆廢絕に屬す。

【太刀の帶取】の事を貞丈雜記にいふ。武雜記に。太刀の帶取の事。啄木は不可然候。但近年啄木も進上候歟。略儀にて候。かんたうの帶とり。本儀にて候云々。此趣にては啄木は本式に非すと聞ゆ。然とも啄木本式上古より用之也（啄木は平組の緒也）。拾遺集の神樂歌に「いそのかみふるや男の太刀もかな。くみの緒してゝ宮ぢかよはん」（一條兼良公梁塵愚抄に云。いそのかみふるは大和國布留と云所の名也。そこにある男を云なるべし。古きをそへて年老たるをいへるにや。くみの緒とは太刀の帶取のくみにてしたるを云。みやぢはみやこの道なる也）。然は組にておびとりをする事本也。啄木は略にて。かんたうを本とする事は。室町殿の比の風俗なるべし（かんたうは外國より渡る物也）。また同書に。太刀の帶とりの結びやうは。古は二品より外はなし。布かんたうのおびとりは端を打てはさみ。はくぼくの帶とりは端を折らずして引通す。酌并記に見えたり。曾我流には（太閤秀吉の家臣曾我又左衞門の流儀なり）上中下の結樣。又は神納婚禮等の結樣あり。古は如此むづかしき事なし只二品也。」また同書に。太刀にあし有て帶とりを結て。腰に太刀をぶら下るは。太刀をぬくにぬきよき爲也。あしを腰に引つめてはくは。古風のはき樣にあらず。拾遺集神樂の歌に「しろがねのめぬきの太刀をさげはきて。ならのみやこをねるはたが子ぞ」とあり。さげはきてとは太刀をぶらさげてはくを云也。軍陣には殊更ぶらさげてはかざれば。ぬきにくき也。打刀をば下緒にて二所ゆひて太刀の如くぶらさげてはく事習ひ也。然るに今は打刀を差に。革にて腰當といふ物を作りて。かたく鎧の腰に引付てはく也。是はぬくに惡し。腰當の事は武具の部に記す見て考べし。又曾我物語卷六（五郎大磯へ行し條）。帳臺に走り入。ひをどしのはらまきとつてひつかけ。伊東重代の四尺六寸のしやくどう作りの太刀十文字にむすびさげ云々。是亦ぶらさげたる也。」また同書に【かんとうの帶取】といふは。異國より渡りたるかんとうといふ織物をたゝみくけて。太刀の帶とりにする也。かんたうは筋を織たる物也。筋はたて筋も有。かうしもあり。ふときも細きも有也。色は不定さま〳〵有。今も古き切れの世に殘りたるも有。それをかんたう島といふ也。近代阿蘭陀より渡るせいらすと云物は。かんたうの類也。漢島と書く也。うね織におりたるもありと云。」また同書に。【太刀おびとりの寸法】蜷川記に云。帶とりの尺の事。太刀二たけにして。つかの方よりつは折返すべし（貞丈云。此說用ひがたし。帶取の長サは人々の腰のふとさに依べし。小太刀などにくらべては短かゝるべし）」とあり。

【下緒】は古へ刀劍を結びつくる紐なり。近世は一種の裝飾具となれり。裝劍奇賞に下緒といふもの。或說にこれを往古に考るに。紐小刀と云ひ。匕首といふにつける。入鹽折の紐は後世の鞘卷にある下緒なるがごとし。鞘卷とは是を腰に挿す時。此下鞘を帶の上を引こして。鞘に卷からむ故の名なりと。按するに。今の下緒是より出たるならん」とあり。秋齋閒話に。【鎌倉下鞘】といふ物あり。室町家の記に云。持せる刀のさげ緒。鎌倉樣可レ然也。七尺五寸にて端にわなを用ふ。今は絕

タウケ

てなし。古實を好むもの今時用といふ共。難なかるべき事。」また貞丈雑記に。【刀の下緒の寸法】蜷川記に云。下緒の寸法同色の事。是も寸法なとは無之候。何の色も不苦由候。紫などはいかゞ候半なと申方も候云々。貞丈云。定法は無之候へども。大方其人々の手にて。一ひろ半にてよろしき也。」また同書に【半下緒】と云もの。條々聞書にあり。前に記したる鎌倉下けをの事也(常の下緒の半分の長さ也。常の下緒は折かへして二疊みになるゆゑ長し。かまくら下緒はへび口をくりかたに付て。只ひとへなるゆゑ常の下緒の半分也)。」また同書に。【二重下緒】宗五聞書に見えたり。常の下緒の事也。鎌倉下緒に對して。常の下緒を二重下緒と云なり二重下緒とて拵様別にはなし。」また同書に。【ひきめ下緒】と云事。酌并記にあり。ひきめ皮のさけを也。貞衡云。ひきめ皮と云は。黒くぬりたる革に。赤くわらひ手のやうなる繪を書たるを云。」【犬まねぎ】とは小サ刀の小尻に環を打て。六七寸の紐を付。下緒の如く結びて下ヶ置ものを云ふ。秋齋間語に。義貞の小さ刀犬まねぎありたる圖。本朝軍器考に見えたり。至て貴むべき所へは是を付るといふ。犬まねぎ付る時は下緒は不レ付が故實なり。」貞丈雑記に云。さや卷の刀のこじりに。穴をあけて。革を下緒ほどに細くたちて。かのあなへ引通し。下緒の如くむすびて。結餘りを三寸殘して切て下げおくをいぬまねきといふ。是は鎧きてさや卷さして。下緒一筋犬まねきのわなへ通して。今一筋の下緒と取合て結びおくなり。是は刀をぬく時さやともにぬけて出ざる様に。鞘を帶にとめ置くべきの爲也。又犬まねきなき鞘卷は。腰にさして。下緒を帶に通して。さやを一卷まとひて結びおく也。是も刀をぬく時に。さやを帶にとめ置くべき爲なり。犬まねきと云ふ名稱。古き書に見えず。此もの古は何と唱しか。義家朝臣のさや卷に。鞘尻に細き革緒を付たり。今犬まねきといふは是也。或説に犬まねき二尺。片々一尺づゝ。一尺の所七寸計を結ふ。餘り二寸八分計なるべし。藍皮也。革を裏とうらを合はして縫はぬ也。又云。犬招幅三分。先は少ひろかるべし。藍革黒革のうち。下緒と同じ色なり。」とあり。德川氏の頃士分の者は平常の外出に。下緒を長く垂し。足輕以下は下緒を刀に卷付けて差すを法とせり。臨時の場合には。下緒を取りて手襷にしたる事もあり。

【相劒】とは刀劍の利鈍吉凶を相して其の價値を定るを云ふ。軍器考に相劒家の傳來を記せり云。されば又大刀小刀を相する事も。昔より聞えぬれど。そのかみはたゞその吉凶禍福などを相する事にて。いづれの代いづれの國。何某が作れる。眞なる僞れるなどいふ事を鑑み定むる事にはあらず。中比相模國の住人五郎正宗入道と聞えしは。古今に雙なき工にて有けり。此者花園院御在位の比の人也とぞ云傳ふる。正宗國々を巡りあるきて其工どもの。家々に傳る所を請て。始て筆に記しぬ。正宗に男子なければ。近江國高木と云所の人貞宗と云ものを養て家つがす。貞宗が弟子九郎三郎秋廣と云は。後光嚴院の御時文和の比の人也けり。夫が時に至て。二十五個國の押形と云物作りしより。始て代をも國をも工をも。眞なる僞れるをもしる事。掌を指よりも猶明かになりてけり。秋廣此事を齋藤彈正忠に傳ふ。宇都宮三河入道と云もの。齋藤に受傳へて。又國々を巡ありきて。其傳へし所を糺し明めてけり。此三河入道が時。初て大刀。小刀の價をば定たる也。此は其時の公方東山殿の仰によれりとぞ云なる。木下美作入道と云もの。三河入道に傳りて。齋藤左京進に傳へ。齋藤又三好下野守に傳へしを。細川二位法印玄旨請傳へて。建部內匠頭には授られけり。又足利殿の代に。妙本阿彌陀佛と云者の世々刀磨く事を業とする有けり。此が先祖はもと相模國の住人松田か一族にて有けるが。足利殿の都に移り給ひし後。此も都にうつる。妙本阿彌が時に至て。おのが業の巧なるのみにもあらず。刀相する事も堪能のものにて。其名を世にほどこして。其家を起したりければ。嫡流の子孫。それが名を家になづけて。本阿彌とはなのりけり。妙本阿彌が四代の孫清信といひしが。よく父祖の業を起して。入道の後。本光となづきしより。子孫又光の字をもて名とす。凡そは古の刀のよしあし。眞僞をも。價の貴からむ。賤からむをも。鑒み定むる事。今は此流のみぞ。世の鏡とはなりける。たゞし其家には。妙本阿彌は。龜山院御在位の比の人なり。又本光は。普廣院殿の時の人也なども申すにや。さらば妙本阿彌は。五郎入道正宗よりは。なほさきの代の人にてある也。それが子孫家をうけ傳ふる事。此比迄十一代也ともいふなれば。凡そは四百三十餘年が程に。わづか十一代を歷たらむ事は。其家の傳ふる所なれどいぶかしくこそ覺ゆれ(東山殿の代に。刀の價定めさせられし事は。其比六十餘州がうち。皆々大名等にさきあたへられし上は。たとへ奉公の勞あらん人にも。所領に給らん闕所なども多からず。此事をとかく按し煩ひ給ひて。彼三河入道に仰せて。刀の上中下あまたの品をわかちて。其品によりて。又其價を定めしめ。彼奉公の勞の淺深にしたがひて。これを給りしより始れる也。凡一貫といふ事は。五百錢をもて。一貫とする錢法とぞいふなる。これ衰ふる世に。一時の權宜を行れしに事起りしかど。遂に永き世の例となれりけり。異國にも。百金の劒萬金の刀などいふ事。先王の御時には。聞えさりき)」とあり。貞丈雑記に。本阿彌の刀の目利は鍛冶の正作か

否を目利するなり。此刀は快く骨の切るや否を目利するには非ず。本阿彌の目利して極札付たる正作物に。骨の切れさるものあり。是は研屋が研く時に。鐵の鍛固くてたやすく研かたきに依て。熱湯に浸し。又は藁火にて焙りて研たる刀也。本阿彌はそれを見分る事ならざる歟。又は見分て知りたれとも。知らぬふりにて極札を出す歟なるへし。又疑しき物をも禮金を望の如く出せば。正札の極札を出す也。畢竟極札は刀を賣る時の證據にする迄の事にて。實用には立かたし。切て試て能く骨の切る刀を寶とすへし。本阿彌が極札を賴にすへからす。」また同書に。近比劔相といふ事はやり出たり。是刀の吉凶を定め其主に相應不相應を占ひ考る也。何の益もなき事也。され共物いまひする人などは。甚信仰する事也。心正直にして躬の行正しき人は。凶刀を帯るといへとも禍なし。心邪曲にして躬行正しからさる人は。吉刀を帯るといへとも福來る事なし。吉凶禍福は天命也。刀劔なとの關る事にあらす。只心術躬行の正邪によりて。吉凶禍福を招事はあるべし。」さてまた古今鍛冶備考に。凡刀劔を相究る業は本阿彌家のあつかる所也。始祖は足利尊氏に仕へ研磨相劔に名あり。菅原姓にて妙本と稱す。其裔今に至る迄數百年。其傳を受繼き。其業を失はす。故に宇内の人皆此家に輻輳して。刀劔作人の眞僞及其位を究る事を需め。衆人是を信する事神の如くす。恨らくは其傳他へ洩るゝ事なし。故に世々刀劔を好める武夫。相劔の憶説を吐て。大に惑を遺せり。徃昔は相劔も刀匠の任にして。鐵性の良きを撰ふ事のみとぞ。既に承元中後鳥羽帝番鍛冶の翟を集られ。鐵性の利鈍を鳳論ありしと云々。又正和及び文明頃に降りても。相劔に名ある士に命して良き刀劔を擇はしむ。然るに世降りて後は。鐵性刃味の優劣を相究る事難ければ。先哲の撰ひ置たる刀匠の銘出來ふり抔を見知る爲に。唯眼に當る鍛へ目等に名を付け。柾目。板目。或は肌膚或は燗刃の文品。銑の形像。沸匂等の品目に心眼を凝し。夫々に規矩を備へ。最第一に此理を精く穿鑿して。見覺る事に成降りたり。是刀劔古今の造法と。鐵性の利鈍を相わかち難きによりてなるべし。此風因循して世々の目巧者。偏怙なる愛憎の臆説を吐く。衆人是が爲に眩き。唯美賞の銘のみを好み實用を取失へり。是目利の公平ならさる故也。鐵性を相別る傳は疎く。唯眼に當る所の容貌を知る傳に片向て修行する故に。似て非なるものを相わかち難し。これを相るものは刀匠より先に出るものなし。然とも中古より刀匠と研磨と目巧と三段にわかりて以來は。鐵性を精く會得したる刀匠も又稀也。今の世是を辨知する刀匠は。自己の造れる物も上作の域に至へし。目巧なき刀匠は必上工には成難し。又武夫の目利も鐵の良を知りて足るへし。其傳深長にして解き難けれとも。先つ剛柔兼備し。靭き鐵合なり。其中に次第有。刃の内碧色を含みて白く。いかにも刃のかれ締りて艶能く。地かれも金氣顯はれ。山の端に月の匂ひのさしかゝりといへる古歌の心ありて。自然物にて潤あるを最上とす。其の次は刃の內しらまされとも碧色あるを良とす。又地鐵もうるみ燗刃も沈みて。刃黑く見ゆる刀にても。物の能切るゝ有。是鐵の垢は去らざれとも。火加減よく金氣の滿たる故也。或は地刃ともに能締り。刃文浮たち地よりも一際高く。鐵良く見えて切あしく折易きものあり。或は切よけれとも折易き鐵合有。此等は大に差ありて一篇に說くべき事にあらざれとも。極意は金氣の滿ざる故と知るべし。此論は金は火の力をかりて精氣を發しぬれと。火の輕過たるは。金氣滿たす。火の過たるは尅されて金氣弱る也。火加減法の如く能とゝのひ。金氣の滿たるものは。地鐵の精粗に拘はらず。物能通り折難く。いさゝか曲る鐵合の良刀となる。如斯太刀にてももとめて折て折れざるものなし。戰て折さるを云ふ也。能々辨知すべし」など見えたり。

【刀劔の製作】に種々ある事は以上の如し。德川氏治世に至り刀劔の製作裝飾に走り。實用に適するもの少なきが如し。八十翁昔語に。むかしは侍衆。大身。小身ともに。振舞夜咄しの出會聞に。昔御陣のはなし。先祖の手柄働。又は當世の武道武邊のせんぎ。刀脇指の物數寄。喧嘩口論の是非。取沙汰。男道の嗜。和らかなる事は。茶の湯咄し。是より外に別の義なし。さるによつて。刀脇指のこしらへ。尺の長短。利かたの吟味。ためし物度々手がけたる指料。面々に物好して。たとへば座敷に相客十八あれば。十色の物數寄。中に老人あり。中年あり。若き衆有。依之。三尺餘の刀もあり。二尺四五寸の刀も有。二尺計の刀もあり。輕き有。重きあり。拵も色々あり。しらぬ人來て見ても。是は大方誰の刀ならんと。若き。中年。老人。夫々に。刀にて指主知る程の事也。近年は左樣の事なく。振舞會合の時。刀掛にある刀をみれば。寸尺拵等迄時のはやりに從ひ。いづれも大かた似よりたる尺寸。丸ざやはやれば皆丸ざや。平形。細作り。柄も大ひしはやれば。大かた大ひし。小ひし。引通し。さめざや。ぬりざめ時行は。次第に同じ物多し。拵のよきと惡とばかりの替り也。是はいかなる故なれば。此刀にて加樣に働かんと。我器量なき故。この刀にては働かれじとの勘辨もなく。其外拵に付ても皆同じ。もとより何の思ひもなく。人の眞似して拵たる道具。當風に合たると思ひ。只脇に指のみ也。夫のみな

らず。近年は刀脇指買て差料にする人々。出來合拵とて。大小ともに當時はやり模樣。身は奈良物を拵てあきなふ。隨分下直にして。あつらへの拵より格別下直故。餘程の身上の人も是を調へさすゆゑ。猶もつて似たる拵も有り。この物數寄故。物語も大かた喰物のはなし。遊興の咄し。損德利勘のはなし。中に子細らしき分別貌の仁は。立身手筋取入咄し。碁將棊茶の湯。または俳諧。是等は至極おとなしき客の咄し。若き衆は上るり三味せんのあひだ。境町役者評判。是より外の武道らしき咄しなし。然れば近き頃。弓馬劍術はやる樣なれども。勵み精出しやう。合點ゆかぬ躰に覺ゆ。」また同書に。昔は刀脇指の拵やう。壯年。中年。老人夫々の拵へ。尤も物數寄も心々に有りしが。今は寸尺迄。大かた同樣なるをさし。鞘の丸はやれば。皆丸く。平めなれば。夫をまれ。金物も其の通り也。近年四分一のふち頭はやれば。よき惡きとも。皆四分一。大方引き通しなり。是れ心得難し。自分了簡。物數寄をば。十人は十色なるへきに。人眞似する故なり。いまも間〻きれのほどをためして。さす人あれども。夫をまねず。其の中に至つて不心得の人は。若し刃可レ損を遠慮して。ためさず。心得がたきことなり。ためさぬはまだしも。身はくされてもかまはず。只柄計ひからする愚人も有り。先年ためしに。小塚原へ行きしに。大身の大名衆より。ためして指料にいたさるゝとて。役人大勢にて持參して。ためさせしに不レ切。大の男のさし柄をはめ。力にまかせ。三四度切りけれども。只上皮計切れたる分にて。一向不レ切して止ぬ。定て目利におろかもなく。其出來可レ切ものと。目切極りたる上にて。指料にも致さるべきに成て。出たる成べし。尤大方は。よく目利すれば。切あぢ目利違はぬものといへども。右のごとくの事あれば。ためさぬものは好ましからず」とあり。嬉遊笑覽に云。金鍔のはやりたる事。寛永中の草子に多く見ゆ。色音論に。さめざや卷の大小に。金鍔かけてさしはさみ。藥師通夜物語。花かいらきの鮫さやに。金鍔大小打ちがへ。浮世物語に。たゝき鞘の中わきさし。金鍔をきらめかし。箕山大鑑云々。又其後立鼓柄を好める事あり。又角鍔もおなじころにや。錦繍緞（元祿十年）。喽に京は羽おりを長くきて。縮にかく鍔に障子霞める（其角）。產業袋（享保十七年）。柄の寸は當代みじかく。立鼓に柄糸のひしも大きく卷あげ。風流伊達に仕たつ。前句付「そろり／＼とそろり／＼とくわんくわつも。昔を忍ぶりうこ柄。」嫂絨輪「腕まくりして噺す。九十九立鼓。獨鈷と握る二王心（冠角）。箕山か大鑑は。只遊冶の具をいふなれ共。其代の流行を見べし。刀は直に。脇差は長きを本とす。腋さしの短き遊所にこれを嫌ふ。たとひ老人法師たり共。合口の小わきさしわろし。拵は紋など付る初心の至りなれど。遊所にはもしはゞきにも猶紋など付。すかし抔して波錐沓やすりの類を用。おりかれ。栗形等に至る迄。彫物うや／＼しうして。唯目にたつそ宜さ。鮫はちりめんはちは岩石海子などよし。卷糸は花色。もえぎ。はかりを制す。其外好に任すべし。鍔も無地を制す。又金鍔は武家の外。いたく是を制す。小刀柄の裏く〻みに限るべし。下緒は紫よろしからず。外は何にても用へしと。是寛文中の至りせんさくなり。昔々物語。むかしは刀脇差の拵やう。人の年相應に。寸尺長短物すきありて。客の刀の刀掛にありても。是は誰殿の刀ならんと知れたり。近年はさのみ長短もなく。太刀二尺三四寸位にて。細拵はやれば。皆々細く鞘ひらめ流行は。皆々平く近年（享保中なり）四分一の緣頭はやれば。皆四分一大かた引通しの柄なり。是よきかおしきか心得がたし。自分もの數寄せば。十腰か十色に替る筈なを。まれなして一同になるは武道不心掛の事也（新井白石が。佐久間洞巖に贈れる書簡に。古人脫俗と申事心得有べく候歟。老拙常に子弟等に申教候一條有之候。衣服刀脇ざしのこしらへを始め。常に申言ばにても。世上にはやり候と申事を好み候が。大が取もあへず俗人と申すものに候。俗とはこなたの訓にならはしなど申歟。されば平生の物ずきをいかにも當世の俗をまぬかれ候と申ても。異形のをにては猶も不可然候間。何も／＼不出入らぬ處などとくと心得候へと申事に候。我等衣服のこしらへ。五六十年いつも同じきに候。料理獻立何もその心得にて世をわたり來り候。風流風雅は別に又一段意味あるへく候事にや。」賤小手卷。腰物も其頃（寶暦）。遊客俗士の差たるはあながち身は吟味せず。疵ありてもなまくらにても。かまひなく。細身にて切羽鉏も燒付にして。鍔なとの吟味勿論なし。三分絲の花色抔にて。花奢に卷せ。目貫も何にても貪着なく。只七子の銀緣をさす人あり。いかなる心なるか。今も俗人の心得は皆然り。拵は何となく物すき相應に。對の大小などさすもあれど。身に於ては吟味もせず。用に立てはすまぬ物と大悟發明して。高を括りたるは浦山しきすましかた也と云り。遊冶の少年も。・延寶。天和頃迄は。長大なる大小なり。貞享。元祿に至りて。細身にして長きがはやりたり。其後はさま／＼なるやうなり。」とあり。右を見て知るべし。」とあり。さて【刀試】の事を八十翁物語に。昔下々侍中間。せいばいためし物とて。家每に度々有レ之。此節。差料の刀脇差の刃をためす。近年稀なり。侍中間共。少も盜仕たる者。主人の蔭にて。供歸の馬に乘たる者。欠落者。供はづしたる者。慮外したる者は。侍中間共。主人手討多し。又しばり首も有し。右之通誰

タウケ

定となく。江戸中一同にて。六七十年以前。極たる樣成しが。近年は。左様の咎仕る者もなきか。又は主人慈悲にてか。透と止む。」と見えたり。【刀劔鍛冶工】良工諸流ありて一々明記するに遑あらざれば。その大要を掲ぐべし。軍器考云。我國のはじめ。天目一箇神の作金となされたりしより後。人皇第十代の朝廷の御時(崇神)。其神の初子して。天叢雲劔うつされて。後の寶劔をば作られたりけり(神皇正統記に)。此後の寶劔つくれる工は。大和國宇多郡の人天國といひしなど。世には傳へたれど。平家重代の寶小烏といふ太刀には。大寶三年天國といふ銘あるめり(此太刀。今も伊勢の家に傳へらるゝ歟)。大寶といふは。第四十二代の朝廷の(文武)年號にてあるなれば。天國といひしは。後の寶劔作りし人にはあらじ。但し後の寶劔をば。大和國宇多郡にて作られしよし見えたれば。彼天國といひしも。天目一箇神のすゑにて。後の寶劔作りし人の子孫にこそあるべけれ。かく我國にしては。此らの工も多くは天地の神のすゑにて。世を累れて其業を墜さゞりければ。をのづから。それが中には。すぐれて妙なる工もすくなからず。世の寶となれる大刀小刀の類。古今に其名聞えしも多かり。萬國の中に。我國の制にしくものなしと。他國にていひけん事。理にもありけり。彼四十二代の朝廷の御代に撰ばれし令には。凡軍器を營み造らむに。皆すべて樣によりて。年月及び工匠の姓名を鐫題せしめよと見えたり。されば天國より後の代の工の造れる大刀。小刀には年月姓名を鐫りしこと。令に見えしがごとくなれば。其工の巧なるも拙きも。其代の遠きも近きも。つまびらかなれど天國よりさきの代の物は。さだかならず。かくて八十二代のみかど後鳥羽院の御時に至て。鎌倉故將軍の曾は絶ぬれど。平義時が陪臣の身ながら。猶天下の政を出しけることを憤らせ給ひ。御讓位の後には。ひたすらかれを誅し給ふべき叡慮おはしまして。ものゝふの道に。御心をよせられたりける程に。かれよき刀をも。求めさせ給はむとの御事にやありけむ。則宗(備前)。貞次(備中)。延房(備前)。國安(粟田口)。恒次(備中)。國友(粟田口)。宗吉(備前)。次家(備中)。助宗(備前)。行國(備前)。助成(備前)。助延などいふ。當時に高き鍛冶の工十二人を選ばれて。十二月に分ちて。院内に番上せしめ。多くの刀を作らせられ。上皇又御手づからに作らせ給ふ物もありしなどいひ傳へ侍り。此事さもおはしけるにや。承久の記にみえしも。東國の軍勢馳上ると聞えて。大炊の渡へむけられし。筑後六郎左衛門尉が佩たる大刀は。御所燒といふ。聞ゆる大刀にぞありける。此御所燒といふは。次家に作らせて。君御手づから燒せ給ひけりとぞしるせる。此君の國々の工召集られて。多くの刀作らせ給ひし事。異朝にも傳聞えしにこそ。其事しるせし物もあるなれ(武備志)とあり。」工藝志料にその沿革を述べて云く。一條天皇の御字。備前の長船の劔工正恒といふ者あり。技巧衆に超ゆ。正恒の祖父を安房といふ。安房の子を有正といふ。有正は陸奥の鍛冶なり。而して備前に移る。爾來備前鍛冶と稱す。正恒は有正の子なり。正恒子あり正恒。恒次といふ。正恒の子を常保といふ。常保の子を恒光といふ。恒次子あり眞恒といふ。眞恒の子を定則といふ。竝に皆名聲あり。其の他子孫及門弟子に名匠多し。後世これを備前長船の鍛冶といふ(後世此の一派を古備前長船鍛冶といふ)。又京師の三條に劔工あり。名を宗近(從世宗近を稱して三條小鍛冶といふ)といふ。宗近稻荷山の黏土を以て刀に淬す。故に往て之を取ることに必神に祈る。世に傳ふ稻荷山の神宗近の刀を造るを助くと。盖此の故を以てなり。宗近の子を吉家といふ。亦能く刀を造る。又劔工有國といふ者あり。京師の人なり。業を宗近に受け。能く利器を造る。有國の子を兼永といふ。兼永の子を國永といふ。竝に家聲を隳さす。是を京師三條の鍛冶といふ。後冷泉天皇の御字。此の際支那の商賈良劔を本邦に買て。以て之を本國に賣る。支那人これを獲て日本刀と稱し。賞愛すること甚し。以て寶器と爲す。時に宋人歐陽永叔といふ者あり。日本刀の歌を作て以て之を稱賛す。支那人の本邦の刀を賞せしこと此を以て始と爲す。爾來本邦の刀劔を賞するの語多く。彼の國の史册に見る。當時本邦の劔工技藝遠く支那の上に出づること以て見るべし。承保年間筑後の三池郡に劔工あり。名を光世と云ふ。能く刀を作る。是を筑後の三池鍛冶といふ。鎭西に於て名匠を出す者は。三池鍛冶を以て始と爲す。鳥羽天皇の御字。備中の青江に劔工あり。名を安次といふ。安次子あり守次といふ。守次子あり。貞次。恒次。恒眞。次家。眞次。康次。俊次。包次。爲次。家次といふ。而して父子皆能く刀を造る。是を青江鍛冶といふ。備中に於て名匠をいだすことは。青江鍛冶を以て始と爲す。近衞天皇の御字。大和に劔工あり。名を行信といふ。千手院と號す。子孫名工多し。而して皆千手院を冒す。二條天皇の御字。出羽の劔工鬼王丸某といふ者あり。能く刀を造る。出羽の國に於て刀を造るの巧なることは。鬼王丸に始まる。其の子孫能く業を傳ふ。是を出羽の月山鍛冶といふ。壽永年間備前の福岡に劔工あり。名を則宗といふ。則宗は古備前長船の鍛冶定則の子なり。而して則宗の技藝父定則の上に出つ。是を福岡鍛冶の祖と爲す。則宗子あり安則。助宗。成宗といふ。安則子あり末則といふ。助宗子あり助則。盛宗といふ。成宗子あり久宗といふ。其の他親族及門弟子に名匠多

し。本邦に於て利器を出すことの多き。福岡の鍛工の如きは未曾て之あらざるなり。助宗造る所の刀の中心に一の字を彫る。因て福岡の一文字といふ。子孫親族及門弟子等後世に至るまで皆一文字と稱す。建久三年(一千八百五十二年)。源頼朝征夷大將軍に拜す。爾來京師に在る所の帶劔の職の外。諸國に在る所の武人は。皆其の處分に歸す。故に其の命を蒙る者は。帶劔して武人と稱し。命に應ぜざる者は。帶劔して武人と稱するを得ず。當時武人の帶する所の劔を稱して武太刀といふ。是の時に當て豐後に劔工あり。名を行平といふ。行平の父を定秀といふ。定秀は豐前の人にして彥山の僧なり。父子竝に良工の名あり。是を豐後鍛冶といふ。豐後に於て名匠をいだすこと。定秀。行平父子を以て始と爲す。又出羽に劔工あり。月山某といふ。鬼王丸某の子なり。而して其の巧技遠く衆に超ゆ。就て業を受くる者多し。其の門弟子の中。或は陸奥に徙る者あり。故に陸奥も亦月山某と稱する劔工あり。(後世に至て京師の人甚月山の刀を重んじ。天國と竝稱す)。承元二年(一千八百六十八年)。是より先。後鳥羽天皇位を土御門天皇に讓り。上皇と稱す。上皇刀劔を作るを好む。是に至て天皇業を京師の粟田口の劔工久國。備前の劔工信房に受く。天皇又劔工の妙手十二人を召し。每月刀を作らしむ。其劔工は備前の人則宗。備中の人貞次。備前の人延房。京師の粟田口の人國安。備中の人恒次。京師の粟田口の人國友。備前の人宗吉。備中の人次家。備前の人助宗。同國の人行國。同國の人助成。同國の人助延なり。是を十二人の番鍛冶と云。此他又名匠廿四人を召し。每月刀を作らしむ。備前の人包道。粟田口の人國友。備前の人師實。同國の人長助。大和の人重弘。備前の人行國。同國の人近房。豐後の人行平。備前の人包近。同國の人眞房。同國の人則次。同國の人吉房。同國の人朝助。伯耆の人宗隆。備前の人章實。備中の人實次。備前の人包末。同國の人信房。同國の人朝忠。美作の人實經。備前の人包助。同國の人則宗。備中の人則眞。備前の人是助。是を廿四人の番鍛冶と云。既にして上皇次家に命じて。刀樸を造らしめ親之に焠す。遂に妙處に至る。其の作る所の刀を號して御所鍛と云。刀莖に菊花を彫る。世人之を菊の御作と云。快利なると比なし。元仁元年(一千八百八十四年)。鎌倉執權北條義時卒す。子泰時職を襲ぐ。是より先京師亂あり。後鳥羽上皇因て隱岐に遷幸す。是に至て泰時上皇の意を慰せんと欲し。劔工六人を擇て以て隱岐に獻ず。上皇因て命じて每月刀を造らしむ。其の選に當る者は粟田口の人則國。景國。國綱。備前の人宗吉。信正。助則なり。各更番して刀を作る。是を隱岐國の番鍛冶といふ。四條天皇の御宇備前の長船に兄弟の劔工あり。名を光忠。安忠といふ。能く刀を造る。光忠子あり長光といふ。其の技父及叔父の上に出づ。世人出藍を以て賞す。長光の弟眞長も亦名聲あり。而して兄に及ばず。長光子あり長光(名父に同し)。景光といふ。世に家聲を隕さず。是を長船一流といふ。建長二年鎌倉執權北條時賴令して。武人に非らざる凡卑の輩の劔を帶するを禁じ。明石兼綱をしてこれを諸國に傳へしむ(庶人は固より太刀を帶することを得ず。然れども其の制に戾り。或は太刀を帶する者あり。故に更に此の制あり)。爾來民庶或は小刀の長きを用ひる。是を脇差の太刀といふ。僧徒も亦これを用ひる者あり。此の際京師の粟田口の劔工來國行といふ者あり。刀を造るを以て名聲甚高し。國行の父を國吉といふ(國吉は吉光の兄なり)。國行子あり國俊といふ。竝に來と稱す。僧了戒といふ者あり。了戒は國俊の子なり。能く刀劔を造る。而して皆國行を以て祖と爲す。其の子孫各名匠多し。是を來一類の鍛冶といふ。龜山天皇の御宇備前の長船に劔工あり。名を守家といふ。守家子あり守家(名父に同し)。家助といふ。家助子あり眞守といふ皆名匠なり。長船の畠田に住す。故に畠田と稱す。子孫に至て畠田一流と稱す。此の際肥後の菊池に劔工あり。名を國村といふ。京師の鍛冶來國行の婿なり。而して業を國行に受く。國村家號を延壽といふ。子孫因て世延壽を冒す。是を肥後の菊池鍛冶といふ。肥後に於て名匠を出すことは菊池鍛冶を以て始と爲す。後宇多天皇の御宇。此の際京師の粟田口の劔工藤原吉光といふ者あり。其の作る所の刀劔精妙匹儔無し。天下傳へて寶器と爲す。初後鳥羽天皇刀劔を好む。因て海內の良工多く京師に聚る。是に至て吉光出づ。蓋後鳥羽天皇の餘澤なり。粟田口は素より良工多し。吉光祖を國友といふ。國友に弟あり久國(後鳥羽天皇に鍛冶の業を傳ふ)。國安。國清。有國。國綱といふ。竝に皆世に重ぜらる。國友の子を則國といふ。則國の子は則國吉。國光。吉光なり。父子皆家聲を墜さず。吉光特に絕藝を以て海內に鳴る(吉光の晚年に當て。相模の鎌倉に良工出づ。名を正宗といふ。正宗意を鍛冶に刻し。志其の術を集めて以て大成するに在り。乃諸國を周遊し。諸名工の家法を問ふ。遂に天下の絕巧を極め。吉光と名を齊しくす。蓋し吉光首倡の力なり)。又薩摩に劔工あり。名を行安といふ。波平と稱す。能く刀を造る。子孫業を傳ふ。是を薩摩の波平鍛冶といふ。薩摩に於て名匠を出すとは。波平鍛冶を以て始となす。伏見天皇の御宇。筑前の博多に劔工あり。名を西蓮華といふ。西蓮華は僧なり。能く刀を作る。西蓮華子あり實阿といふ。實阿子あり三郎左衛門某といふ(三郎左衛門某。業を鎌倉の劔工岡崎正宗に受く。所謂る左文字の刀は即ち三郎左衛門某の造る所の

タウケ

者なり。三郎左衞門某子あり。安吉。貞吉といふ。竝に業を襲ぐ)。是を筑前の博多鍛冶といふ。筑前に於て名匠を出すことは博多鍛冶を以て始と爲す。此の際備前の吉岡に劍工あり。名を助吉といふ。福岡一文字の巧を傳ふる者なり。助吉弟あり助光。助茂。助包といふ。皆名匠と稱す。是を備前吉岡一文字といふ。又大和の當麻に劍工あり。名を國行といふ。能く刀を造る。後世に所謂當麻鍛冶の祖なり。國行の子を友清といふ。友清の子を友綱といふ。又國行の弟を友長といふ。竝に子孫に至て名匠多し。亦同國の人手掻包永といふ者あり。刀を造て一派を爲す。包永の子孫も亦名工多し。是を大和の手掻鍛冶といふ。後二條天皇の御宇。備前の鵜飼に劍工あり。名を雲生といふ。雲生は劍工雲上の子なり。其の技父に勝る。雲生子あり雲次といふ。其技父に劣らず。是を備前の鵜飼鍛冶といふ。元弘元年亂あり兵馬東西に奔走す。時に武人或は三刀を帶して軍に臨む者あり(太刀二腰小刀一口を帶す)。本邦の太古の俗に三刀を帶することあり。爾來二刀(太刀と小刀となり)に止まる。是に至て復或は三刀を帶する者あり。是より後武人軍に臨むに。往々三刀を帶す。是より先本邦大兵を動さゞること日久し。是に至て東國の兵は俄に西上し。西國の兵は急に東上す。是に於て諸國の劍工業甚繁し。同三年後醍醐天皇關東の武人に詔して。鎌倉執權北條高時を討たしむ。高時誅に伏す。劍工岡崎正宗といふ者あり。劍工行光の子なり。正宗時に鎌倉に在り。鎌倉兵燹に罹るを以て。去て京師に寓す。足利尊氏反するに及て。天下再び擾亂に屬す。諸國の武人乃正宗をして刀を造らしめ。以て軍に臨む。其の快利なること比無し。人皆秘藏して寶刀と爲す。正宗刀を鍛ふに深く意を用ひる故に發明する所多し。其の巧遂に妙處に至る。其の養子貞宗も亦能く刀を作りて家名を墮さず。諸國の劍工來て正宗に從事し。業を受くる者多し。就中名聲殊に著明なる者は。則越中松倉の人郷義弘。同國御腹の人佐伯則重。美濃多藝郡の人志津兼氏。筑前の隱岐の濱の人左衞門三郎。同國の人金剛盛高。備前長船の兼光。及長義。美濃の關の人金重。山城の人長谷部國重。石見の人直綱なり。正宗刀劍を鍛ふに古人未發の妙巧を施してより。其の子孫門弟子等皆其の法を遵守す。相模の人秋廣。廣光といふ者あり。亦竝に業を正宗父子に受く。皆名匠と稱す。是を鎌倉鍛冶といふ。是より先粟田口の鍛冶藤原吉光あり。是に至て鎌倉の鍛冶岡崎正宗あり。本邦刀劍を作るの妙巧は。吉光。正宗の二名匠に極る。後世の人吉光。正宗に義弘を加へ。其の造る所の刀を稱して三作といふ。正平年間備後の三原に劍工あり。名を正家といふ名匠と稱す。正家子あり正廣といふ。能く刀を作る。而して父に及ばず。是を備後の三原鍛冶といふ。備後に於て名匠を出すことは三原鍛冶を以て始と爲す。又但馬の法城寺邑に劍工あり名を國光といふ。業を貞宗に受く。其の作る所の刀甚鋭なり。國光の子國光(父と名を同じくす)。其の技父に劣らす。世人これを法城寺刀といふ。但馬に於て名匠を出すことは法城寺鍛冶を以て始と爲す。又伊勢の桑名の千子邑に劍工あり。名を村正といふ。其造る所の者甚利なり。世人稱して千子村正の刀といふ。子孫に至て亦村正といふ。伊勢に於て名匠を出すことは千子鍛冶を以て始と爲す。應永八年征夷大將軍足利義滿。明主朱允炆に劍十腰刀子一柄を贈る。同九年義滿又朱允炆に贈るに太刀一百を以てす。同十四年義滿明主朱棣に贈るに太刀一百を以てす。同十五年征夷大將軍足利義持朱棣に贈に散金の鞘の太刀二腰。黑漆の鞘の太刀一百長刀一百を以てす。永享五年。征夷大將軍足利義教。明主朱瞻基に贈に散金の鞘の太刀二腰。黑漆の鞘の太刀一百長刀一百を以てす。同八年征夷大將軍足利義教。明主朱祁鎭に贈るに散金の鞘の太刀二腰。黑漆の鞘の太刀一百。長刀一百を以てす。義滿。義持。義教明主に贈るに刀劍長刀を以てするとは。當時本邦に於て造る所の者彼に勝るを以てなり。應仁元年。是より先諸國の守護各確執を生ず。是の歲に至て天下大に亂る。征夷大將軍足利義政これを鎭定すること能はず。將士或は功あり。而して之に地を給すること能はず。義政これを憂ふ。時に宇都宮三河某といふ者あり。能く刀劍の巧拙と眞僞とを辨ず。義政これを召し命して。今古の名刀を相し。各其の價を定め。以て將士に賞與す。相劍の術は古より之有り。然れども其の吉凶を相するに過ぎず。其の工拙を論じ其の眞僞を辨ずるに至ては。岡崎正宗始めてその妙を得たり。正宗これを貞宗に傳ふ。貞宗これを秋廣に傳ふ。秋廣これを齋藤彈正某に傳ふ。齋藤彈正某これを宇都宮三河某に傳ふ。本邦に於て刀に定價あることは此より始まる。又妙本阿彌陀佛といふ者あり。義政に仕ふ。妙本阿彌陀佛も亦善く劍を相し。且磨礪に巧なり。文明十五年。前征夷大將軍足利義政。明主朱見深に贈るに散金の鞘の太刀二腰。黑漆の鞘の太刀一百。槍一百。長刀一百を以てす。義滿より義政に至て。數世兵器を以て明主に贈與す。其の數を總計するに刀劍六百十九口。長刀四百柄。槍一百柄なり。時人或は利器の外邦の寶器と爲るを歎惜す。大永元年。足利義晴征夷大將軍に拜す。而して幕府の命令行はれず。諸國の守護各其の地に割據し。以て相呑噬す。是の時に當て武人の從僕は。大小の二刀を腰間に挿て主に從ふを以て俗と爲す。本邦に於て武人の帶に雙刀を挿すこと。此の際に始まる。是より後干戈戢らざること幾八十年なり

庶人も亦恣に雙刀を挿す。天文十五年。足利義輝征夷大將軍に拜す。是の時に當て京師に劍工あり。名を埋忠重吉といふ(薙髮して明壽といふ)。重吉は宗近の後なり。世刀を造るを以て業と爲す。重吉自發明する所あり。是より先諸國久しく名工を出さず。因て刀を造るの術漸皆平凡に流る。重吉巧妙を施すに及て。京師及諸國の劍工來りて業を受くる者多し。京師一條堀川の人藤原國廣。肥前の佐賀の人橋本忠吉。其の門の巨擘たり。天正十六年。關白豐臣秀吉庶人の藏する所の大小刀を收めんと欲す。是の時に當て。秀吉大佛像を京師に造る。因て令して曰く。民庶の藏する所の刀劍を集めて。以て大佛殿を營むの釘とせん。然らば則汝等民庶現世は鬪諍を以て身命を傷ふことなく。後生は必佛の冥助あらんと。而れども人これを遵奉せず。文祿元年。前關白豐臣秀吉大兵を發して以て朝鮮を征す。秀吉諸將士の或は兵器に乏しからんことを慮り。國廣。忠吉の二人をして軍に從はしむ。此際美濃の關の劍工三品吉道來りて京師の西洞院に在り。吉道も亦能く刀を鍛ふ(吉道丹波守に叙す子孫數世業を傳ふ。而して皆名を吉道と云ふ。此際朝鮮征伐の事あり。大和の刀工中川包保大阪に出で。能く刀を作る。其他諸國の劍工多く大阪に聚るとあり。以上を古刀と云ふ【新刀】慶長以後の刀を新刀と云ふ。堀川國廣を以て祖とす。工藝志料に云。寬永十七年。征夷大將軍德川家光令して。武人の從僕の者は侍及小者と雖。大刀を挿すを禁ず。此際參河の劍工野田繁慶と云者あり。江戸に來て刀を作る。時人之を賞す。其の他名匠諸國に出づ。京師に埋忠重義。藤原國儔。藤原國安。藤原正弘あり。重義は重吉の子なり。大阪に三品吉道(大和守と稱す)あり。延寶年間攝津の大阪の劍工津田助廣。井上國貞といふ者あり。竝に其の技衆に超ゆ。國貞の父を國貞といふ(父子名を同しくす)父國貞業を京師の劍工藤原國廣に受く。而して子國貞に傳ふ。子國貞名聲甚高し。後名を眞改といふ。世人國廣忠吉眞改の三良工を以て。天文以來の劍工の巨魁と爲す。大阪の劍工津田助廣は業を國助に受く。故に助廣。眞改竝に國廣の巧を傳る者なり。又助廣の妹婿に助直といふ者あり。能く刀を造る。天文以來埋忠重吉の巧を傳へて劍工の巨魁と稱する者は。則津田助廣。井上眞改。藤原國廣。橋本忠吉。津田助直なり。此の際諸國も亦名匠輩出す。江戸に長曾根虎徹あり。備中に大月國重あり。大阪に小林國輝。三品吉通。小林國助。板倉照包あり。紀伊に文珠重國あり。元祿年間此の際京師の劍工。梅忠義平といふ者あり。妙手と稱す。又大阪の劍工淺井忠綱といふ者あり。能く刀を造り。能く刀に雕る。又江戸の劍工長曾根興正といふ者あり。其の技義平。忠綱に劣らず。享保年間薩摩の劍工宮原正淸。玉置安代といふ者あり。竝に其の技妙處に至る。其の造る所の刀甚利なり。文化六年出羽の山形の劍工川部正秀といふ者あり。鎌倉長船の兩傳を得て刀劍鍛鍊の術を復古す。其の作る所の者甚佳なり。就て業を受くる者多し。正秀是の歲を以て江戸に歿す。正秀歿してより以來良工尠し。劍工の業歲月に衰ふ。

【劍匠の稻荷を祭る事】は宗近に起れりと云ふ。劍匠の稻荷を奉るは。一話一言に。昔三條古鍛冶宗近。稻荷山の埴土をもて鍛冶せしよりの事也。又小鍛冶の謠には。明神狐と現れ相槌を打玉ふなどいふ。按に宗近は始薩摩の谷山郷に謫れて。正國てふ刀匠の弟子となりて。劍を造ることを學びたりけり。後京に召還されて。三條わたりに住けるよし。おのれの家系に記しぬ(薩摩老侯樂翁君の著せる。成形圖說卷一にみゆ。二月廿五日新晴)」とあり。また【刀劍をうつ日取の事】南嶺遺稿云。中右記には庚申を用ると有。庚も申も皆金なり。それ故庚申を祭るも金と金とが相逢ゆゑ何事も災事のなきやうにといふてまつる事也。また藤原の家長日記を見れば。壬癸の日に打と有。劍は水氣を含するかよしと也。又室町家の法は戊己なり。ゑかれは土生金也。是は何によつて故事を見給ふや不レ知ともよろしき日取なるへし。扨唐漢魏叢書の中に刀劍錄と云があり。又壺井先生の本朝古今刀劍錄といふを書せられたり。是には堅く淺深抄の通り。庚申の說をとりて。金と金とか能とあり。ゑかれども予が心には土による金なれば。室町家の方がよろしくおもふ也。」また貞丈雜記に。【刀の銘に菊の紋ある事】人王八十四代の天子後鳥羽院の御時に。則宗(備前)。貞次(備中)。延房(備前)。國安(粟田口)。恒次(備中)。國友(粟田口)。宗吉(備前)。次宗(備中)。助宗(備前)。行國(備前)助延などゝ云名高き鍛冶のたくみ。十二人をゑらび。十二月にわかちて院内に番を勤めさせて。刀を作らせられ。後鳥羽院も御手づから作らせ給しとぞ。其の時の御作には。十六葉の菊の紋をすへさせられしと也。尺素往來に云(一條兼良公の作也)。後鳥羽院番鍛冶御作以レ菊爲レ銘云云。

【節刀】とは大將出征のとき賜ふ處の刀劍をさして節刀と云へり。軍器考云。令に。凡大將出征。皆授二節刀一と見ゆ。義解には。凡節といふ物は。旄牛の尾を以てつくる。使者の執る所也。今は刀劍を以て。これに代る。故に節刀といふ。名實相異なれど。其辭と用る所とは。一也と注せり。此事の因て起れる始は。神代に高皇產靈尊皇孫を。葦原中國の主にし給んとて。まづ國中の邪鬼を撥平しめんとて。天稚彥に。天鹿兒弓と天羽々矢とを給て。下し遣されし。是後世の將軍節旄を賜ふの事也と後

タウケ

成恩寺殿の御說には見えたり(神代纂疏)。又清三位宣賢の說には。日本武尊の東夷を征したまふ時。まづ伊勢太神に參り給ひしに。倭姫命天叢雲劍を授給ひしは。後世に節度を賜ふ事の始也と見えたり(神代卷抄)。されど古事記には。東の方十二道の荒神と。不伏人等とを。しづめらるべしとて。命をつかはされし時。比々羅木の八尋矛を給ふ。命罷行給ふ時。伊勢太神宮に參給ひしに。其御姨倭比賣命草薙劍に火打袋そへて。參られし由見えたり。さらば。命の朝廷より賜らせ給ひしは。實は比比羅木の八尋矛也しかど。此の事大將出て征す時に節鉞賜ふ義なれば。日本書紀には。斧鉞賜るなどしるされしなるべし。劍は御姨の命の私に賜ひし所なれは。朝廷の賜にはなぞらへ難し。されば。命の叢雲劍を賜せ給ひし事は後世節刀を給る事のよりて出る所也などはいふべし。始とはいふべからず。其後來目部小楯(清寧天皇の紀に)。億計弘計兩皇子を迎へ奉り。大伴大連。金村大連等が。臣連等して。男大迹王(繼體天皇の紀に)迎へ奉りし時に。持し節は。犛牛の尾にてや作りぬらん。延曆のころほひ。大伴宿禰家持の持節征東將軍になされし時は。既に刀劍を以て代られし後なれど。もとのまゝに持節などいひしなるべし。節旄の制は異朝にも。後代にはさだかならぬにや。唐の代の人のいひしは。晉の顧愷之が繪がきし蘇武か像に。手に執りし物。上は圓にして幢のごとく。下は數層の紅羽のみだれたるが。夜合花のやうになんある。今鹵簿の中にある節もこれに似たり。其首また圓にして。相去こと一尺計。數重の圓なる板ありて。犛牛尾を以て。これに綴るといひけり(續博物志)。韻書にはこれ古に用ひて指麾する所のもの。周武王の白旄を秉て麾かせ給ふといふも是也と見えたり。本朝の古はいはゆる節旄の制も。さこそはありけめ。令作られん比たに。既に刀劍に代らるとあれば。なほ後世にいふなる節刀は。名のみにて。刀劍又は鈴など下されしとこそ見えたれ。」とあり。如蘭社話小中村氏の節刀考に。そも〳〵この御劍の事は。はやく禁祕御抄禁中事の條に。大刀契の事と題して記させたまひて。そは匡房記に顯實云。鋒劍三尺或二尺摠十。其中一劍背有レ銘。北斗左靑龍右白虎。其外不レ見。是自二百濟一所レ被レ渡之二劍之一歟。日月護身之劍。三公闘戰之劍歟。云々注二靑龍一之條。似二六典所レ稱之傳符一。若遣二大將軍一之時可レ用歟。云々と見え。中右記。寛治八年內裏燒亡の條に(上略)。依レ仰與二彼中將一(顯實卿)。向二內侍所一。官行司所新作二辛櫃一一合。與二彼中將一共取二出節刀十柄一。一々監臨納二辛櫃一。節刀十柄(此中有二靈劍二柄一歟)。劍樣切鋒八柄(一柄。長二尺五寸五分。左方龍形纔見打界也)。左鋒雲形纔殘。鋒二寸許。師刃。柄本五寸四分目貫之穴二。一柄。長二尺二寸。峯有二銘文一云。北斗左靑龍右白虎。此上文不レ見也。中央間有二此字一許也。後玄此字以下燒損不レ見。左龍形纔從レ腰下許見。其上虎尾形纔在。柄本六寸目貫之穴一在)。以上二柄若是靈劍歟。殘六柄(注略)。鈴尾二柄云々。又云信經私記云(上略)。晴明(安倍)云々。所レ令レ作也。三十四柄之中。二腰名二靈劍一。一腰破敵。一腰守護云々。御劍樣乃木形也。件破敵是遣二大將軍一之時所レ給節刀也。一腰是名二守護一候二御所一是也。云々件二腰本是百濟國所レ獻云々と見え。又世俗淺深祕抄に。被レ置二宜陽殿一御劍數柄之中。破敵劍。守護劍。以二此兩一爲二朝寶一。云々と見えたるとを併せ考ふるに。破敵劍。すなはち三公闘戰劍は。まがふかたなき節刀にして。日月護身劍と共に。朝家至重の御物たり。猶一條兼良公の桃華蘂葉にも。節刀者雜劍也。其中靈劍有二二柄一。是即百濟所二貢進一。日月護身劍。破敵將軍劍等也。云々といはれたるをもおもひあはすへし。又將軍發遣の事を叙せられし所に。藤原忠文が節刀返上の事を擧げられたる前に。徃古王政の盛なりしころ。征賊大將軍。及び遣唐大使等を發遣せらるゝ時。節刀を賜はりし式の嚴なりし事をも。貞觀儀式によりて叙せられたらむには。更におつる事なく。いとゞめでたからましと思ひ侍るまゝに。云々。」と云へり。

【刀劍を贈物にする】に式あり。伊勢貞丈の四季草に。太刀馬代の事。今世太刀馬代を贈るに。目錄に御太刀一腰御馬一疋と書て。御馬とある傍に。御馬代金幾枚などと書事。世上一統なり。いにしへ眞劍生馬の時は。御太刀一腰(正宗)。御馬一疋(鹿毛印雀目結)などゝ。太刀の銘。馬の毛付。印付をしたるなり。又使太刀(今世上り太刀といふ)。馬代なれは。御太刀一腰。御馬一疋とばかり書て。太刀の銘付。馬の毛付。印付せず。馬代は鳥目三千疋も。五千疋も。內々の目錄有へし。昔は如此なり太刀馬代の目錄に。表書之受取候由。奏者裏書をして。其目錄を返す事昔はなき事なり。或說に。伊勢守殿流には。以上に點を返すといへり。是あとかたもなき事なり。太刀馬代にても。又たゞの折紙にても。請取たる由を。別の紙に書て遣すなり。」また貞丈雜記に。刀引といふ事舊記にあり。是は古酒もりの時。人に盃をさして。我さしたる刀をぬきて。盃をのむ人につかはしける也。返盃の時は盃を返す人より。刀をくれる也。刀を引出物にする故。刀引といふ也。刀とはさやまきの刀也。」とあり。また同書に。舊記に御太刀。金。御太刀。金覆輪。などゝあるは。柄鞘の金具皆金こしらへにしたる也。元は眞の太刀也。東山殿御代應仁の大亂以後。世の中貧になりし故。眞の太刀を進物にする事もまれになりて。多くは作り太刀を用ひた

り。されど金又は金覆輪など丶云ふ事は昔の如し。又御太刀。白。とあるは銀作り。白太刀の事也。御太刀。黑とあるはしやくどう作り黑太刀の事也。又御太刀。糸。とあるは糸卷の太刀の事。柄を卷たる太刀也。又御太刀。持。とあるは。無銘の太刀也。無銘なれども。自分の持料にしたる程の太刀也といふ心也。」とあり。近世武家に於て緣談取結びのとき。聟引出とて大小一腰を贈れりといふ。嘉仁親王結婚の時亦此事あり。今上天皇屢陸海軍の生徒の優等生に刀劍を賜へり。

【刀の長さ】工藝志料に云く。慶長年間加賀國主前田利長。一寶刀を藏す。鄕義弘の作る所の者なり。是より先富田知信これを藏す。後豐臣秀吉之を獲て。號して富田鄕といふ。秀吉之を利長に賜ふ。利長因て之を傳ふ。是に至て截て之を短くし。長さ二尺一寸四分と爲す。當時武人多く古の名刀を以て甚長しと爲し。往々これを短くす。但上古の太刀は。長さ二三尺に過ずして甚長からず。延喜五年の制に云く。太刀一口を造るに。其の用鐵十斤五兩。其の長さ二尺四寸と。而して未三尺の刀は有らざるなり。降りて後宇多天皇の時に至て。蒙古の賊襲來の變あり。爾來武人或は制に過ぎて太刀の長きを用ひる。肥後の人阿蘇惟純の佩く所の刀は。四尺五寸なり。元弘元年の亂あり。時に丹波の人佐治孫五郎某の偑く所の刀は五尺三寸なり。建武元年より以來武人益長きを好む。名和長年。畑時能。篠塚某(伊賀守といふ)。本寺の僧某(相模と云)。野木の僧賴玄皆四尺三寸の刀を佩き。藤原康長は四尺八寸の刀を佩き。頓宮某父子は五尺二寸の刀を佩き。粟生顯友。妻鹿長宗は五尺三寸の刀を佩き。大高重門。南部某(六郎といふ)。土岐某(惡五郎といふ)は。五尺六寸の刀を佩き。赤松氏範は五尺七寸の刀を佩き。大森賓正(彥七といふ)は。六尺の太刀を佩き。爾津某(小次郎といふ)。安田某(彈正といふ)は。六尺三寸の刀を佩き。因幡の人福間某(三郎といふ)は。七尺三寸の刀を佩く。七尺三寸の者蓋古今第一の長刀なり(越後國彌彥神社に藏する所の太刀は甚長し。身七尺四寸二分中心三尺一寸八分あり。蓋元弘。建武年間の者ならん。而して其の主を知らず。故に本文に掲載せず)。降りて天正年間に至て織田信長尾張より起り。兵を以て近畿數國を併す。信長歩兵に令して刀の長さ三尺餘。其の柄の長さ四尺なるを持たしめ。之を前隊に置て以て衝突に便ず。之を【長卷】といふ。時に東國も亦長柄刀あり。此皆柄の長き者なり。亦以て擊刺に便ず。當時諸國の將士の佩く所の太刀も。亦長き者あり。山中幸盛の佩く所の者は長さ四尺。江上家種の佩く所の者は四尺八寸。眞柄直隆の佩く所の者は五尺三寸なり。而して之を建武元年より以來五十年間の者に比すれば。其の長さ稍衰ふ。降りて文祿元年より以來七年の間。朝鮮の役あり。我が兵皆長刀を荷ふ。時に日光下射すれば閃々として電の如し。支那朝鮮の兵望見して駭怖す。碧蹄舘の戰に。支那の兵短劍にして且鈍劣なり。我が兵の刀は皆三四尺にして犄利比無し。之を以て縱橫奮擊し。人馬皆靡き。明兵大敗す。其の將卒我が長刀にして。其の利なるを畏る。然るに是に至て風俗一變し。刀劍の甚だ長きを忌み。截斷して之を短くす(俗にこれをアゲミといふ)。元和八年征夷大將軍德川秀忠令して。庶人の擅に大刀を插すを禁じ。以て粗暴無禮の風を戒む。大刀これを大脇差といふ。寛文十年征夷大將軍德川家綱令して。更に佩刀の長さを定め。太刀は二尺八寸九分を以て限と爲し。大脇差は長さ一尺八寸を以て限と爲す。朱鞘。大鍔。黃漆の鞘及び制に過て長きを帶する者は罰あり。天和三年征夷大將軍德川綱吉。嚴に庶人の大刀を插すを禁じ。更に短刀一口を插すを許し。又猿樂人繪師を業と爲す者は。其の身士列に在りと雖へども帶劍を禁ず。是に於て帶劍の制大に定る。寛政十年幕府議あり一尺八寸以上の脇差を以て。長脇差と名づけ。而してこれを帶する者あれば罰を加ふ。是より先幕府屢々庶人の大脇差を帶するを禁す。大脇差は長さ一尺八寸を以て制の限と爲す。是に至て一尺五寸より以上の者を。更に長脇差と稱してこれを禁す。

【帶刀の佩び方】太古の風詳ならず。隋唐交通以後は漢風の劍を用ひたること。聖德太子の像などに見ゆ。即ち緒にて釣りたるなり。王朝の央以後。帶取を以て之を腰に緊めたり。武士は其の外に小刀を帶したるが。小刀は腰に插みたり。亂世の頃には刀を大小三本指したるとあり。內一本を右肋に帶したるともあるにや。又大太刀は肩より斜に背に負ひたり。織田。豐臣時代には大刀を帶取にて佩ひたれど。德川氏の頃には。束帶又は軍裝の時の外之を帶に指すことゝなり。大刀は帶の二回り目に落し差しに差し。小刀は帶と衣との間へ少し前の方へ出して斜に差したり。

【帶刀の制】古へは農工商と雖も帶刀を禁せず。德川氏治世に至りて武家の外みだりに帶刀するを嚴禁し。刀取上げ輕追放。軍器考云。昔は刀などは私の家にもありて常に身に隨ふべき物なれど。孝德天皇の大化元年に。おほやけにめされしより後は。京師宮衞の士。邊要軍團の兵にあらざれば。みだりに帶ぶる事を得ず。持統天皇の世をしろしめされし七年に至りてぞ。親王より進位已上は。大刀一口をあらかじめ備ふる事をゆるさせ給ひたりけり。令にも兵士は大刀一口。刀子一枚。自備へよと見え。式には(延喜式)。刀子の刃長さ五寸以上は。たやすく帶ぶる事を得ず。たゞ衞府の者は。これをゆるすとも見え。有職問答に近衞中少將。及衞佐帶劍し且

タウケ

禮服には文官も帶劍す。天慶承平の間。甲斐。信濃の國司等が望請ふによりて。帶劍をゆるさる。これ平將門が叛きまゐらせて。彼國々もさはがしかりし故とこそ見えたれ。其の後天曆の比。駿河國は。三關を帶ればとて。彼天慶。承平の例にまかせて。望み請ひしによりて。國司郡司等。帶劍をゆるされしなといふ事あれば（朝野群載）。此のほど迄は。宮衞の外。邊要軍團の兵にあらざれば。尺寸の刃をも。たやすくは帶ぶる事かなはざりけらし。これらの事をおもふに。古の令の嚴なりしも。亦世の治れるさまも。推しぞ志らるゝ。其の後いつとなく。其の禁ゆるみて。南都北嶺の僧徒等も。兵仗を帶する事になりけり。まして鎌倉殿天下兵馬の權を專らにし給ひ。國には守護。庄園には地頭を置れしより。後は。弓箭兵仗を帶するもの五畿七道の中に充滿す」とあり。嬉遊笑覽に。見聞集（二）金六といふもの。町人に似合ぬ大かたなをさしたる事をいひ。又可笑記（正保元年記卷三）この頃の町人とも。皆侍を學び。二尺餘りの大脇ざし。三尺餘りの大かたな。てりかゞやくばかりのだてこしらへ。眞十文字に指云々いへり。室町日記（十六）秀吉公の時。百姓等がわきざし停止の事あり。後々も度々御法度ありて止ざりしを。天和年嚴禁あり。さる風俗故脇ざしも長きがはやりたり。一代男（七）寛文ころの事をいふ處。町人こしらへ七所の大わきざし。すこしそらして（按るに。それよりも已前には。そりなき刀はやりたり古畫に見ゆ）。あゐさめをかけ。鐵の古鍔ちいさく。柄ながく。金の四つめぬきうつて云々。七所こしらへとは。緣頭。目貫。折かね。栗形。うらはら。かうがい。此七所を對にして。地かね彫ものを揃るなり。」と見ゆ。武江年表寛文八年三月の條に。町人帶刀禁止の事みえ。また柳菴雜筆に。天和三年二月廿六日令せられて。都て町人の二刀を帶する事を止められしと。此令和訓栞にも見ゆ。去れども此禁令を犯す者ありと見えて。德川禁令考に〇享保六丑年帶刀仕候者御制禁之儀に付御書付「覺」百姓の子供を始諸親類之內輕き侍俸公に出し。其後在所へ引込候而も其儘刀差候族も有之由相聞候。自今以後如此之類在所へ歸居候はゞ。先主より少々合力なと受候とも刀差候儀は停止候。若詮議怠に於ては名主曲事たるべき事。」また〇享和元酉年七月。百姓町人共苗字帶刀の儀に付觸書。百姓町人苗字相名乘。竝帶刀致候儀。其所之領主地頭より差免候儀者格別。用向等相達候迄御領所者勿論他領之者共。猥に苗字を名乘らせ帶刀致させ候儀は有之間敷事に候間。堅可爲無用候。右之通可被相觸候（撰要永久錄）。」またある舊記天保十四年中御觸書に〇近來町人共之內。吉凶等之節小さ刀抔と唱ひ候長脇差を帶候もの有之。名主共之內にも同樣之類相見え候。右は世上武備盛に被行候に隨ひ心得違之もの出來候哉に相聞候。既に町人共武術稽古之儀堅く禁候事に付。相改以來長さ一尺五寸位限り其餘之品決て帶間敷候。以後心得違致し相用ひ候もの有之候はゝ急度咎可申付候此旨不洩樣可申通。」明治革新後。三年十二月二十四日。庶人の雙刀を佩るを禁ぜられ。同九年三月二十八日。軍人警察吏及び大禮服を着したる者の外帶刀を嚴禁せられ。之を犯す者は其の刀を沒收せらる。これより士庶人の帶刀することやみぬ。

ダウジヤウ　堂上。和訓栞に。だうじやう專ら搢紳家の稱となれり。逍遙院の說に。凡そ四五六位とも昇殿を許されたる人の稱なり。（和漢名數）。裝束略抄に。昇殿をゆるされしを堂上とし。ゆるされぬを地下とす。堂上はすみてよみ。地下は濁りてよむを習とするなりとみゆ。されど古へは殿上に供奉する官を堂上とし。庭上にて事を行ふ官を地下といふともいへり。堂上と堂下にて。貴賤を分るは非也とぞ」といへり。畢竟堂上は殿上といふにおなしき稱なるへし。

タウゾク　盜賊は。ぬすびとなり。强盜あり。竊盜あり。世俗ドロボウといふ。世事百談に。江戶にて盜賊をどろぼうといひ。大阪にては放蕩者をとろぼうといへり。今按するに。盜賊をどろぼうといふは。取るといふ詞の轉なり。物を盜み取るより負はせたる稱にて。ぼうは人をいやしめいへる詞なり。吝嗇なるものを吝ぼう。色黑きものを黑ぼうといふの類にして。この詞の例なほ多かり。放蕩者をどろぼうと云は。どらと云詞の轉なり。このどらといふは。墮落の訛言にて。取り締なき人などだらくと云もおなじといへる說あり。又今昔物語の度羅島の故事より起るといふ說も。ふるくいへり。いづれがあたれりや。」といへり。さて盜賊の律は。法曹至要抄云。强竊盜事。賊盜律云。强盜謂以二威若力一而取二其財一。先强後盜。先盜後强等。若與二人藥酒及食一使二狂亂一。取レ財亦是。卽得二闌遺之物一毆二擊財主一而不レ還。及竊盜發覺。弃レ財逃走。財主追捕因相拒捍。如レ此之類。事有二因緣一者非二强盜一。不レ得レ財徒二年。一尺徒三年。二端加二一等一。十五端及傷レ人者絞。殺レ人者斬。其持レ仗者雖レ不レ得レ財遠流。十端傷レ人者斬。又條云。竊盜不レ得レ財笞五十。一尺杖六十。一端加二一等一。五端徒一年。五端加二一等一。五十端加二役流一〇弘仁十三年二月七日格云。犯レ盜之人配徒之輩。犯二徒一年一者加二半年一。犯二二年三年一者各加二一年一。杖罪以下只徒一年者。若犯二三流一者各役六年。」案レ之盜犯之屬觸レ類二多端一。而或犯レ罪有レ故不二承伏一。或留レ身待二對問一之間。使廳之例暫令レ候二便所一。若承伏雖レ有レ實。爲二輕罪一者散禁。可レ令レ候二獄政所一。若事實者雖二散禁一。可レ令レ候二獄舍一。是

已爲二使廳之流例一。凡盜犯事。朝家重所レ誡也。因レ茲雖二嫌疑之者一。忽難レ免之類。又下二便所一殉二計略一。尋二訪其狀一者也○毆レ人奪レ財事。賊盜律云。本以二他故一毆二擊人一。因而奪二其財物一者。計レ財以二强盜一論。至レ死者加二役流一。因而竊取者以二竊盜一論加二一等一。疏云。謂本無二規レ財之心一。乃爲二別事一毆打。因見二財物一。遂即奪レ之事。類二先强後盜一。故以二强盜一論。以三先無二盜心一之故。財滿二十五端一。應レ死者加二役流一。奪レ物財不レ滿二一尺一。同二强法不一レ得レ財徒二年。」按レ之糺二捕諸犯人一之日件使奪二取財一之時。計二所レ取之財一。隨二財布之員一。以二强盜科一斷レ之可二著鈦一也。竊取者以二竊盜一論加二一等一者。

德川幕府の時盜人仕置の事（竊盜强盜とも）。人を殺盜致候者引廻の上獄門。」盜に入刃物にて疵付候者獄門。但忍入に無之共可盜致は疵付候者死罪。」徒黨致盜可致と人家へ押込候頭取獄門同類死罪。」人家へ忍入土藏抔破候類雜物不依多少死罪盜人之手引死罪。」追剝獄門追落死罪。」片輪者所持之品盜取候者死罪。」手元品不圖盜取金十兩以上雜物に而は代金に積り十兩以上死罪。但十兩以下雜物共入墨敲。」惡黨ものと乍存宿致盜物賣拂遣又は質物に置遣し配分取候もの死罪。」同斷乍存宿致又は五七日逗留爲致候者重追放。但惡黨礫に被行候はゝ宿死罪。」家藏へ忍入盜人に被賴盜物持運候者敲之上輕追放配分不取は所拂。」御林竹木申合伐取候者重追放頭取に准候者中追放同類過料。」途中小盜致候者敲。一旦敲に相成候上輕盜致候者入墨之上盜致候もの死罪。」橋之高欄又は武士屋鋪門鐵物盜取候者敲。」輕盜致候もの敲同宿所拂。」湯屋に而着類致着逃候者敲。」隱物と乍存買取候者入墨敲。但年來買候はゝ死罪。」盜物と乍存致世話配分取候者敲。同預候ものも敲。但出所も得と不糺質に置遣し候一通迄にて配分等不取ものは過料三貫文可申付。」家藏へ忍入舊惡五度以上盜取品無之共引廻死罪。」輕小盜と有之は金子高の多少に不拘手元に有之品。或は腰錢袂錢其外見世に出置候品之類金高に不依盜之趣意輕方と心得可申事（松平越中守殿へ申渡）。」盜人を捕雜物取戾內證に而逃遣候。當人名主叱り可申候。但死罪に可成盜人逃遣候はゝ名主五人組。家主當人共過料可申付。」盜人を捕吟味之上他所に而盜候雜物金品柄に於て遠國に候共。其所之支配地頭へ申達被盜候當人召呼其品可渡事。但少分之品に而當人受取に參り候儀遠國に而難儀之由捨りに致度旨申候はゝ其分可致。若又右之雜物此地に親類由緒之者有之名代にて請取度由相願候はゝ願之通可申付事。」金子入書狀請取道中に而切解遣捨候飛脚不依多少に引廻之上死罪。」都而盜物之品被盜主へ相返可申候。金子遣捨候はゝ可爲損失勿論取戾候共無差別御仕置可申付事。」とあり。

明治三年新律綱領を頒布せられ。同六年改定律例を布かれ以て賊盜律を定めらる。

新律綱領賊盜律。盜二大祀神御物一。凡大祀の神御物。及び大社の神寶を盜む者は。皆絞。其神御に供せんとして。營造未た成らさる者。及び供祭已に訖り。廢闋する者は。皆徒二年。若し饗薦の具。饌呈せんとして。祀所に入るゝ者は。皆徒二年。未た祀所に入れさる者は。皆徒一年半。已に廢闋する者は。皆杖九十。釜甑刀匕の屬は。各盜罪に。一等を加ふ。」盜二乘輿服御物一。凡乘輿の服御物を盜む者は。皆絞。其服御に供せんとする者。及び既に供して。廢闋する者。若くは食御に供せんとする者は。皆徒二年。帷帳の屬は。皆徒一年半。」盜二官文書一。凡官の文書を盜む者は。皆杖一百。省臺寮司府藩縣の文書は。並に二等を減し。餘の文書は。各五等を減す。重事に關する文書は。各一等を加ふ。規避する所ある者は。重きに從て論す。」盜二官印一。凡官の印を盜む者は。皆流三等。省臺寮司府藩縣の印は。皆徒三年。餘の印は杖八十。」盜二兵器一。凡兵器を盜む者は。贓に計へ竊盜を以て論す。官の兵器は。一等を加へ。守衞の兵器は。又一等を加ふ。」盜二園陵內草木一。凡園陵內の草木を盜む者は。皆杖一百若し贓に計へ。本罪より重き者は。各盜罪に一等を加ふ。」監守自盜。凡監臨。主守。自ら監守する所の財物を盜む者は。首從を分たす。贓を併せて罪を論し。竊盜に二等を加ふ。一兩以下。杖七十。一兩以上。杖八十。一十兩以上。杖九十。二十兩以上。杖一百。三十兩以上。徒一年。四十兩以上。徒一年半。五十兩以上。徒二年。六十兩以上徒二年半。七十兩以上。徒三年。八十兩以上。流一等。九十兩以上。流二等。一百兩以上流三等。二百兩以上。絞。」常人盜。凡常人。官の財物を盜み。材を得さる者は。笞五十。財を得る者は。首從を分たす。贓を併せて罪を論し。竊盜に一等を加ふ。一兩以下。杖六十。一兩以上。杖七十。一十兩以上。杖八十。二十兩以上。杖九十。三十兩以上。杖一百。四十兩以上。徒一年。五十兩以上。徒一年半。六十兩以上。徒二年。七十兩以上。徒二年半。八十兩以上。徒三年。九十兩以上。流一等。一百兩以上。流二等。一百一十兩以上。流三等。二百五十兩以上。絞。」强盜。凡强盜。兇器を持せず。威力を以て人を刧し。財を得ざる者は。皆徒二年。財を得る者は。贓を分たずと雖も。贓を併せ。首從を分たす。罪を科す。人を殺す者は。皆斬。人を傷する者。財を得ざるは。首從を分ち。財を得るは。皆絞。其兇器を持する者は。財を得ずと雖も。皆流二等。人を殺す者は。皆斬。人を傷する者。財を得ざるは。首從を分ち。財を得るは。皆斬。其藥酒等を以て。人を醉迷せしめ。財を圖る者は。不持兇器を以て論ず。若し盜に因て

姦する者は。成否を論ぜず。絞。」不レ持二兇器一。五兩以下。徒二年半。五兩以上。徒三年。一十兩以上。流一等。一十五兩以上。流二等。二十兩以上。流三等。三十兩以上。絞。」再犯は。財を得ずと雖も。絞。持二兇器一。五兩以下。流三等。五兩以上。絞。一十兩以上。斬。」再犯は。財を得ずと雖も。斬。」刧レ囚。凡囚を刧する者は。親屬他人を分たず。成否を論ぜず。皆流二等。人を傷し。及び死囚を刧する者は。皆絞。若し囚を竊で逃走する者は。囚と同罪。竊て未だ得ざる者は。二等を減ず。」竊盜。凡竊盜。財を得ざる者は。笞四十。財を得る者は。贓を分たずと雖も。贓を併せて。罪を科す。從たる者は。各一等を減ず。其臨時。捕を拒く者は。强盜を以て論ず。若し事主覺逐するに財を棄て逃走するを追逐し。因て捕を拒く者は。罪人拒捕律に依る。掏摸する者。同罪。若し盜に因て。過失傷する者は。凡鬪傷に。一等を加へ。罪。流三等に止る。死に至る者は。絞。一兩以下。笞五十。一兩以上。杖六十。一十兩以上。杖七十。二十兩以上。杖八十。三十兩以上。杖九十。四十兩以上。杖一百。五十兩以上。徒一年。六十兩以上。徒一年半。七十兩以上。徒二年。八十兩以上。徒二年半。九十兩以上。徒三年。一百兩以上。流一等。一百一十兩以上。流二等。一百二十兩以上。流三等。三百兩以上。絞。」三犯。五十兩以下は。流三等。五十兩以上は。絞。」盜二官私牛馬一。凡常人。官の廐闌牧場の牛馬を盜む者は。贓に計へ。常人盜に準して論し。監守人。自ら盜む者は。監守盜に準して論し。民間の牛馬は。竊盜に準して論す。竝に罪。流三等に止る。」盜二田野穀麥一。凡田野の穀麥菜菓。及び人の看守するを無き。器物を盜む者は。竝に贓に計へ。竊盜に準して論す。罪。流三等に止る。若し山野の柴草木石の類。他人。已に工力を用ひて。斫伐積聚するを。擅に取去する者も。罪亦同。」親屬相盜。凡各居五等の親。財物を相盜む者は。凡人に。一等を減し。四等。三等。二等の親は。各一等を遞減す。若し强盜を行ふ者。尊長。卑幼を犯すは。各上に依て罪を減す。卑幼。尊長を犯すは。凡人を以て論す。若し殺傷することある者は。過誤に出ると雖も。各殺傷。尊長卑幼の本律に依り。重きに從て論す。若し同居の卑幼。他人を將ゐて。己の家の財物を盜む者。卑幼は。私擅用財物律に依て論じ。二等を加ふ。罪。杖一百に止る。他人は。凡盜罪に。一等を減す。若し殺傷するとある者は。各殺傷尊長卑幼の本律に依り。他人は。縱ひ情を知らすと雖も。强盜を以て論す。若し他人殺傷する者は。卑幼。縱ひ情を知らすと雖も。亦殺傷尊長卑幼の本律に依り。重きに從て論す。」奴婢盜二家長財物一。凡奴婢。雇人。家長の財物を盜む者。凡盜に準して論す。管守者は。一等を加へ。罪。流三等に止る。」恐喝取レ財。凡恐喝して。人の財物を取る者は。

贓に計へ。竊盜に準して論し。一等を加ふ。罪。流三等に止る。若し二等親以下。自ら相恐喝する者。卑幼。尊長を犯すは。凡人を以て論し。尊長。卑幼を犯すは。親屬相盜律に依り遞減して。罪を科す。」詐欺取レ財。凡官私を詐欺して。財物を取る者は。竝に贓に計へ。竊盜に準して論す。罪。流三等に止る。二等親以下。自ら相詐欺する者も。亦親屬相盜律に依り。遞減して。罪を科す。若し監臨。主守。監守する財物を詐取する者は。監守自盜を以て論す。未た得さる者は。其詐取せんと欲する數を計へ。二等を減し。罪を科す。若し人の財物を冒認して。己の物と爲し。及び誆賺。局騙。拐帶する者も。亦贓に計へ。竊盜に準して論す。罪。流三等に止る。親屬ならは。亦親屬相盜律に依り。遞減して。罪を科す。」兇徒聚レ衆。凡兇徒。衆を聚め。村市を毀壞燒亡し。財物を刧奪し。若くは。人民を殺死する者。造意は。斬。從は。流三等。從の手を下し。人を殺し。火を放つ者は。絞。其止た附和隨行し。塲に在て。勢を助くる者は。論するを勿れ。若し地方の凶荒に乘し。衆を聚め。良民を擾害し。官長を挾制し。及び賑貸。稍遲きに因て。村市を搶奪し。官廨に喧鬧し。及び私憤を懷挾し。衆を聚めて。市を罷め。官を辱むる者。竝に首は。絞。從は。流三等。其餘の附隨は。亦論ずるを勿れ。」夜無レ故入二人家一。凡夜故なくして。人家に入る者は。笞三十。家主。卽時に殺死する者は。論ずるを勿れ。其已に拘執に就くを。擅に殺傷する者は。鬪殺傷に。二等を減ず。」盜賊窩主。凡强盜の窩主。造意するは。身同く行はずと雖も。但だ贓を分つ者は。行ふ者と罪同。若し同く行はず。又贓を分たざる者は。徒二年。其窩主。共に謀て。造意せず。同く行ひて。贓を分たず。及び同く行はずして。贓を分つ者は。行ふ者と罪同。若し行はず。又贓を分たざる者は。杖八十。其情を知らずして。暫時停歇せしむる者は。坐せず。若し竊盜の窩主。造意するは。身同く行はずと雖も。但だ贓を分つ者は。首と爲して論ず。若し行はず。又贓を分たざる者は。從と爲して論し。臨時造意して。盜を爲す者を以て首と爲す。其窩主。造意せず。同く行ひて。贓を分たず。及び同く行はずして。贓を分つ者は。仍ほ從と爲して論ず。若し行はず。贓を分たざる者は。笞三十。其强竊盜。及び畧賣。和誘の贓たるを知て。受る者は。各贓に計へ。竊盜に準し。從と爲して論す。其盜贓を知て。故さらに買ふ者は。買ふ所の者を計へ。坐贓を以て論ず。知て爲に寄藏する者は。故さらに買ふ者に一等を減す。知らさる者は。竝に坐せす。」共謀爲レ盜。凡共に强盜を爲んと謀り。其一人。臨時行はすして。餘の行ふ者。謀に違ひ。却て竊盜を爲せは。共謀の造意者は。行はすと雖も贓を分ては竊盜の首と爲し。餘人は。竝に竊盜の從と爲す。

若し造意者。行はす。又贓を分たさるは。竊盗の從と爲し。餘人の行はす。又贓を分たさる者は。竝に笞四十。臨時主意して。盗を爲す者を以て竊盗の首と爲す。其共に竊盗を爲さんと謀り。其一人。臨時行はすして。餘の行ふ者。謀は違ひ。却て强盗を爲せは。造意者は。行はすと雖も。贓を分ては。竊盗の首と爲す。造意者。行はす。又贓を分たす。及び餘人の行はすして。贓を分つ者は。倶に竊盗の從と爲し。臨時主意し。及び共に强盗を爲す者を以て。首從を分たす論す」とあり。また。

改定律例に。【賊盗律。盗大祀神御物條例】第百二十二條　凡大祀大社の神御神寶を盗む者は。皆絞。改て懲役終身。」第百二十三條　凡伊勢神宮及び宮中神殿の神御神寶を盗む者は。例に依り懲役終身に處する外。官幣國幣大社の神御神寶を盗む者は。懲役十年。中社は。懲役三年。小社は。懲役二年半。府縣社は。懲役九十日。贓に計へ重き者は。各盗罪を以て論す。【盗乘輿服御物條例】第百二十四條　凡乘輿の服御物を盗む者は。皆絞。改て懲役終身。【盗官印條例】第百二十五條　凡私の印を盗む者は。懲役七十日。因て財を得る者は贓に計へ。各盗罪を以て。重きに從て論す。【常人盗條例】第百二十六條　凡常人官の財物を盗む者。二百五十兩以上。絞に處する律を改め。二百五十圓以上。懲役終身。三百圓以上。絞。【改正强盗律】第百二十七條　凡强盗兇器を持せず。威力を以て。人を劫し財を得ざる者は。皆懲役二年。財を得る者は。贓を分たずと雖も贓を併せ。首從を分たず罪を科す。人を殺す者は。皆斬。人を傷する者は皆絞。其殺傷に與らざる者は。止た盗罪を科す。其兇器を持する者は。財を得ずと雖も。首は絞。從は。懲役終身。財を得る者は。皆斬。其財を得ずと雖も。人を殺傷する者亦同じ。其藥酒等を以て。人を醉迷せしめ。財を圖る者は。不持兇器を以て論ず。若し盗に因て姦する者は。成否を論ぜず絞。不持兇器　五圓以下。懲役二年半。五圓以上。懲役三年。十圓以上。懲役五年。十五圓以上。懲役七年。二十圓以上。懲役十年。三十圓以上。懲役終身。」再犯は財を得ずと雖も。懲役終身。【强盗條例】第百二十八條　凡强盗未だ室に入り財を搜せず。外に在て瞭望し財物を接遞する者は。贓を分ち分たざるを論ぜず。本犯に一等を減ず。其造意者は此限に在らず。」第百二十九條　凡强盗脅誘せられ。畏懼隨行して室に入り贓を分つ者は本犯に二等を減す。若し室に入ると雖も。贓を分たす及び止た外に在て瞭望し財を接遞するものは。贓を分ち分たざるを論ぜず竝に三等を減ず。」第百三十條　凡强盗未た行はずと雖も。已に途に在て捕に就き。盗情顯跡ある者。持兇器は。懲役三年。不持兇器は。懲役百日。」第百三十一條　凡强竊盗。同居の父母兄弟姊妹等情を知て贓を分つ者は。凡人と同く分つ所の贓を計へ竊盗に準し。從と爲して論ず。」第百三十二條　凡失火及び破船等の難に乘じ財物を竊取する者は。竊盗を以て論し。搶奪する者は。强盗を以て論ず。」第百三十三條　凡盗犯門戶牆壁を破壞し人の覺知するヿを畏憚せざる者は。强盗を以て論じ。若し火を用ひ鎖鑰を毀損し及び鑿鋸等を以て。戶壁を穿つと雖も。强劫放火の情なき者は。仍は竊盗を以て論ず。」【劫囚條例】第百三十四條　凡囚を劫する者は。皆流二等。改て懲役十年。人を傷し及び死囚を劫する者は皆絞。改て懲役終身。【竊盗條例】第百三十五條　凡竊盗三百圓以上及び三犯五十圓以上。絞に處する律を改め。竝に懲役終身。」第百三十六條　凡竊盗再犯財を得さる者は。律に依り一等を加へ。三犯以上財を得さる者は。懲役三年。」第百三十七條　凡二人以上共に竊盗を爲し。事主に覺逐せられて。一人は逃走し。一人は抗拒すれは。抗拒する者を以て。罪人拒捕律に科す。」第百三十八條　凡事主盗犯を捕得して。私縱私和する者は。情を量り。違式輕重に問ひ。贖ふヿを聽す。若し別に財を受る者は。贓に計へ。枉法に準し財を過する人は。說半過錢に準し。各重きに從て論す。」第百三十九條　凡盗贓を以て。竊に事主に投還する者は。未得財を以て論し。懲役四十日。若し贓鬪鈌するヿある者は。鬪鈌する所の數を計へ盗罪を科す。【盗官私牛馬條例】第百四十條　凡官私牧塲の牛馬を盗む者は。律に照して罪を科し。懲役十年に止るを除く外。其官の廐閑の牛馬を盗む者は。常人盗を以て論し。監守人自ら盗む者は。監守盗を以て論し。民間廐閑の牛馬は竊盗を以て論す。若し盗て殺す者官に係るは。懲役一年。私に係るは一等を減す。贓に計へ。本罪より重き者は前に照し。各盗罪を以て論し。一等を加ふ。」第百四十一條　凡官の牛馬を故殺する者は。懲役百日。民間の牛馬は一等を減す。若し贓に計へ。本罪より重き者。官に係るは常人盗に準し。私に係るは竊盗に準して論し。竝に罪懲役十年に止る。【親屬相盗條例】第百四十二條　凡文武官工技藝の人。受業師の財物を竊取する者は。竊盗に準して論し。罪懲役十年に止る。其各居に係る者は。竊盗を以て論す。若し强奪する者は凡人强盗を以て論す。【改正雇人盗家長財物律】第百四十三條　凡雇人家長の財物を盗む者は。常人盗を以て論し。管守者自ら盗む者は監守盗を以て論す。若し管守者私に自ら借用し。及び人に轉借餽送する者。罪亦同。」第百四十四條　凡客廛倉戶及び工人。舟子。脚夫。馬丁。車力等一時雇を受くる者と雖。其寄託する所の財物を盗むは。竝に管守者と罪同。【夜無故入人家條例】第百五十五條　凡黑夜田野の穀麥。菜菓を竊取し。或は白日人家に入り及び市非

田野人の看守する器物を盜むに事主看守人追捕毆打して。死に至る者は。盜所を離るゝと否と。贓を得ると否とを問はず。懲役二年。其已に拘獲に就くを。復た毆打し。若くは事後毆打して。擅に殺傷する者。折傷以上は。鬪毆傷に一等を減ず。若し盜犯兇器を持し。拒捕するに。即時格鬪殺死する者は。罪人拒捕律に依る。【盜賊窩主條例】第百五十六條　凡盜贓たるを知て。典賣の牙保を爲す者は。典賣する所の數を計へ坐贓を以て論し。一等を減ず。若し別に金を受る者は。竊盜に準し從と爲し重きに從て論す。」第百五十七條　凡典舖盜贓たるを知らずと雖も。牙保なくして典買すれは物を追して本主に給す。若し牙保及び回曆を借す者あれは。價を償はしむ。其償ふと能はざる者は。直ちに典舖より追す。」第百五十八條　凡恐喝詐欺枉法不枉法の贓たるを知て受る者は。坐贓を以て論し。故買する者は坐贓に一等を減し。寄藏する者は。又一等を減す。知らざる者は坐せず。」第百五十九條　凡盜贓たるを知て。故買する者。再犯以上は一等を累加し。罪懲役三年に止る。其知て寄藏し及び牙保する者も。亦並に一等を累加し。罪懲役二年半に止る。後ち明治十三年頒布せられし刑法には。監守盜常人盜の名義を廢し。贓物の多寡に依て。罪の輕重を成すの制を廢し。初犯。再犯等に付き罰條を別に置かず。祖父母。父母。夫妻。子孫及び其配偶者。又は同居の兄弟。姉妹互に其財物を竊取したる者は。竊盜を以て論するの限に在らずとし。若し他人共に犯して。財物を分ちたる者は竊盜を以て論す。

ダウソジム　道祖神。（サイノカミを見よ）

タウバウ　逃亡。古來負債者の失踪。罪人の逃匿を罰する律あり。法曹至要抄云。失レ囚故縱事。捕亡律云。主守不レ覺失レ囚者減ニ囚罪二等一。若因ニ拒捍一走者又減ニ二等一。皆聽ニ一百日追捕一。限內自捕得及他人捕得。若囚已死及自首除ニ其罪一。即外捕得及囚已死。若自首者各又追減ニ三等一。監當之官各減ニ主守三等一。故縱者不レ給ニ捕限一。即以ニ其罪一罪又未ニ斷決一。間能自捕得及他人捕得。若囚已死及自首各減ニ一等一。餘條監當官司及主司各准レ此。謂此篇內監當主司應レ坐。當條不レ立ニ捕亡限及不レ覺故縱一者並准ニ此法一。又云。知レ情藏ニ匿罪人一。若過致ニ資給一。令ニ得レ給隱避一者。各減ニ罪人罪一等一。注云。藏匿無ニ日限一。過致ニ資給一亦同。若卑幼藏隱匿狀已成。尊長知而聽レ之。獨坐ニ卑幼一。家人奴婢首レ隱主復知者與同罪。即尊長匿ニ罪人一。尊長死卑幼仍匿者減ニ五等一。尊長死後雖レ經レ匿。但已遣而事發。及匿ニ得相容隱一者之侶。亦不レ坐レ罪。四等以下親亦同ニ減例一。若赦前藏送而罪人不レ合ニ赦免一。赦後匿如レ故不レ知ニ人有一レ罪。容

寄後知而匿者皆坐如レ律。其展轉相使而匿ニ罪人一知レ情者皆坐。不レ知者勿レ論。又云。罪人有ニ毆罪一者止坐レ所レ知。斷獄律云。縱ニ死罪囚一令ニ其逃亡一後還捕得。及囚已身死。若自首應レ減ニ死罪一者。其獲レ囚及死自首之處。即須ニ遣レ使速報一應レ減レ之。所レ有驛處共發レ驛報レ之。若稽ニ留使レ人令レ不レ得レ減者一。以下入ニ人罪一故失上論減ニ二等一。按レ之令レ逃レ囚之罪隨ニ囚罪之輕重一。又有ニ令レ逃レ人罪之輕重一。又故縱者事重。失逃者事輕。隨レ形處ニ流徒一。或令レ候ニ散禁一。但杖罪以上禁ニ獄政所一。笞罪以下令レ候ニ便所一爲ニ使廳之例一。但失囚給ニ捕日限二」とあり。以上は隱散者並に違犯人を罰する律の如し。德川幕府寬政百ヶ條に。欠落奉公人御仕置之事。手元之品風と取逃金拾兩以上。雜物代に積拾兩以上は死罪。拾兩以下は雜物同斷入墨敲。但先入牢申付取逃之品。於僕は拾兩以上以下共主人願候はゝ助命申付。江戶不罷在候樣可申渡事。」使に爲持遣候品取逃。金壹兩より以上は雜物代に積死罪。但壹兩以下雜物共に入墨敲。先入牢申付取逃候品。於僕は壹兩以下共主人願に候はゝ助命申付。江戶に不罷在樣可申渡。」巧候儀も無之。輕取逃致欠落候者敲。」給金請取主人方へ不引越候者同斷。」引負致候者一向辨金於無之は。先年申付金高に應じ。五十敲百敲。但當人竝親類之身上に應し。引負金高三分一。或は五分一。又は十分一も相濟候はゞ。當人出牢之上。追て身持次第。主人方より幾度も相懸候樣可申渡。」請人も無之欠落者を圍置候者過料。欠落者は欠所に可成家屋敷於隱は。名主役儀取上過料五貫文。家主重過料。五人組も過料可申付。」度々致欠落候者重敲。」主人の金子持參致博奕候もの。同斷。」夫家出致行衞不知者之妻。外へ緣付度旨願出においては。家出致候月より十ヶ月過候はゞ可緣付旨可申渡候。」また同舊記に。欠落者之事。武士町人等奴婢欠落之刻其段申來候はゝ帳に付置せ。重て右之欠落者罷り出候て如前々召仕候哉。又は身之代金を取返しいとまを遣候か。其品々を申來候はゝ。右之帳面の奥に點をかけ置せ。但町人店がりの者致欠落刻は。其出走人之殘置所之贓物を一書に仕候て。御番所へ持參候樣に欠落者の家人五人組に申付。重て書付置出候刻。月番之町年寄所へ自御番所年寄同心指添遣し欠所帳に記之。町之欠所藏へ納置なり。」明治三年頒布新律綱領戶婚律條中に。逃亡。凡本籍を脫して逃亡する者は杖八十。士族卒は一等を加ふ。」奴婢逃亡。凡奴婢及び雇人逃亡する者は。笞三十。」改定律例戶婚律逃亡條例に。第百十七條。凡脫籍逃亡して二年以外復歸せさる者は律に依て科斷し。華士族は破廉恥甚を以て論す。」第百十八條。凡逃亡して二年以外復歸し及び自首する者は。首免を聽さずと雖も。平民は贖罪に處し。華士族は族を復して祿を給せす。」第

百十九條。凡逃亡する者。再犯以上は一等を累加し。罪懲役一年に止る。」第百二十條。凡官廳に陳告せすして。私擅に他管に出て。五十日を過る者は違令重に問ふ。」第百二十一條。凡外國に逃亡する者は。逃亡罪に二等を加ふ。」同十三年七月頒布。刑法第三章第三節に囚徒逃走の罪及ひ罪人を藏匿する罪を規定したれども。雇人年季奉公人等の逃亡は刑法上の制裁なし。但し【軍人逃亡】軍隊法規に於て。軍人本營を離れ。上官の許可を受けす。公務を帶ひさるもの。六日間は遲刻とし。六日以上に於て始めて逃亡を以て陸軍刑法に於て二日以上の禁錮に處し。戰時に於ては之を加重し。敵前に於ては之を死刑に處す。【失踪】の者の戶籍を削ることは。民法の規定後は。失踪宣告を發して。之を官報に公告することゝなれり。

タウモロコシ 玉蜀黍。土地に依り南蠻きび。唐きびなど云ふ。項上に雄花咲き。莖の中途に二つ以上四つ以下の雌花を着く。其の花毛の如し。實は玉のごとし。」和漢三才圖會云。按蜀黍古者無レ之。始見二于食物本草一。故和名抄亦不レ載レ之。後自二中華一渡レ種。乃黍之屬也。仍稱二唐黍一。以別二于黍稷一。凡珍物始來。未レ知レ所二以其名一者。皆加二唐字一呼レ之。如二唐芥子(番椒)。唐胡麻(蓖麻子)。唐柹一(無花果)之類是也。而後又南蠻人渡二玉蜀黍種一。謂二之南蠻黍一也。蜀黍磨粉爲レ餻食レ之。味厚澁不レ美故漬レ水晒乾。磨レ粉則味稍輕。俗傳。蜀黍根高。露二出於地上一。如甚高上。則其歲有レ風。」今は西洋種の玉蜀黍も輸入して。年々多く作り出せり。殊に洋種は滋養分多しといふ。

ダウロ 道路。古昔市街の道路は。奈良朝の頃より王朝の初まで頗る廣かりしこと。京都の條下に見えたり。今の京都大阪の道路の江戶に比して甚狹きは。源平の頃京都の屢々兵燹に罹りしより以後の規模なり。農政座右に云く拾芥抄。三十六里爲二一條一。條起レ從レ北行二於南一。(限二三十六條一)。里起レ西行二於東一。(限二三十六里一)。町始レ艮終レ乾(但已上可レ隨二國例一)。制度通曰。右のわけ令文に見えず。其後の制法と見えたり。是今の三十六町一里四方の處を。西よりかぞへ始て一里二里と云。每二一里一方一町のもの三十六箇あり。然れは幅一町に。長さ三十六町也。又是を北より數へ出て。一條二條と云ふ。每二一條一に。又方一町のもの三十六箇あり。幅一町は長三十六町なり。里と云も同しことにて。竪と橫とより積る迄のかはり也。古へ田地を分つの定法と見えたり。今に至つて鄕村の名に。東條西條の名あり。又古文書に某條と云ふこと多くありと云へり。右農政座右にあり。市街の道路の制も。何時よりか田制に則り。條町の名目を用ふることとなり。後には筋又は通の名稱を用ふるに至れり。古來國道の廣さは市街の大路より小なり。德川氏の頃東海道は最も幅要なる道路なりしも。平均五六間の巾なり。

【道路取締】儀制令に云く。賤避レ貴。少避レ長。凡行路巷街(行路とは道路なり。巷街とは里中の小道なり)輕避レ重とあり。德川氏の頃。人の相避る法定なし。士人のみは右へ避る。是は左に避くれば。互に抜打に人を斬ることを得へき故。無禮なりとしたるに因る。今當時の制を見當りのまゝ左に揭ぐ。

安永六年。駄馬韁索の制を定て三尺と爲す(御傳馬方舊記)寬保元年御觸。火消之面々往來之節。橫切に通候ものは相待候故。途中障に相成候。向後人數之間を所々切候て往來候樣。主人々より可申付置旨。前以相觸候。近頃は左樣無之も相見へ候。彌先達て相觸候通。猶又可申付候。」元祿十二卯年五月。藏之儀に付町觸。一。河岸附之町之河岸之藏にて所帶仕。火を燒候由相聞。不屆候。向後左樣成儀一切致二無用一。火を燒申間敷事。一。同し藏之内にて雨庇を懸。諸色商賣仕候由。是又不屆候。向後堅商賣仕間敷候事。一。藏地敷免之場所。藏は建不申。小屋懸仕罷在候。又は店を構商賣致候者も有之由。左樣之者は早々小屋取拂可申事。」寬政三年十二月令す。路次道橋修復のため。臨時馬車停止の制榜を立と雖も。小荷駄馬の通行は之を寬恕すへし(憲法類集。享保より寬政迄諸御書付留)。寬政九年六月。令して貨物を駕せる牛車。大八車。地車を連牽し。且一人の牽夫數匹の駄馬を牽き。或は其口繩を長くするを禁す。又馬は二匹以上。車は二輛以上を連牽するを禁す。若其間十間を隔れは則之を許す。若此禁を犯すものは。其地の里長保長を併て之を罰す。又妄に市街に於て小荷駄馬を繫くを禁す(憲法類集)。文政十一年令す。小兒年大約六歲にして。他に携帶の品なきものは。大人と併駕するを許し。十歲以下の小兒二人は。大人一人に准し。十歲以上は人夫一人を增す(公裁筆記)。天保十四年六月令して。諸人群集の地及武家邸前市街等に。小荷駄馬を繫くを禁す(舊記)。明治以後。違式詿違條例に種種の規定をなせり(ヰケイザイ參看)。七年。東京銀座通市街を建て。始めて人道と車馬道とを分つて三條とす。同年十月。警視廳は水撒會社及ひ道路掃除會社の設立願を許す。同十一月及ひ八年一月八日。東京に於る河岸地の建造物を撤去せしむ。其の堅牢にして防火に支障なきものは。五年間之を許す。九年九月十六日。河岸地規則を定め人民の之を用ふるものは。官の許可を得て。納稅の上五年間之を借ることを得せしむ。八年四月東京府は達して。馬車人車の相遇ふものは互に左に避けしむ。又雜沓の地に於て疾驅し。又失火三町以內に入るを禁す。又往來を妨ぐる場所

に置くを禁ず。明治十一年一月十六日。警視廳は甲第五號を以て街路取締規則を創定す。略に曰く。溝渠外に招牌標旗物干等を建設し。又は濫りに街路に床店等を設け。或は行人を集むるの所業を爲し。若くは遊戯を爲す等を禁し。而して街路に物品を排列するは。溝渠より二尺を限り街路に沿ひ薪炭等を積貯するは高さ九尺に止り。物貨を装し。材木を鋸し。若くは工事の爲めに街路を使用する等は。都て所轄警視分署に上願せしむ。」十二年二月二十八日。同甲第四號市街掃除規則を創定す。其畧に曰く。地主借地人借家人を問はす。現在の居住人をして道路の掃除を負擔せしめ。降雪は溝渠等に棄却し。道路に委積するを許さす。炎天及ひ烈風のときは。路上に水を洒き。橋上馬車道火除地等は郡區役所擔當して之を掃除し。下水及埋樋等は年々兩度之を疏浚し。其淤泥竝に塵芥等は人家遠隔の地に搬出し。下水の疏浚及ひ修繕等は地主の負荷と爲し。溝渠の汚水等を路上に洒き。或は塵芥汚穢物を道路溝渠等に投棄するを禁す。同十五年十月十九日警視廳甲第八號を以て街路取締規則を改定し。街路を使用する上願等に對し本廳と東京府廳との管理を區別す。本則は十一年一月定る所の街路取締規則。及ひ十二年一月定る所の市街掃除規則を合せて更正す。其要は。街路に建造物を爲し。或は軒楹を出し標旗招牌等を設け。或は屋前に商品炭等を排列するを禁し。路傍に床店或は街燈及ひ揭示札等を建設するは本廳の允許を請はしめ。工事の爲めに一時街路を使用し。或は神佛祭典等の爲めに舞臺を設け。山車を出し。或は公衆の爲めに防火の器具を路傍に排置する等は所轄警察署の許可を請はしめ。街道に樹木を栽え。非或は溝渠を穿ち。或は大溝渠に覆蓋する等は。東京府廳の允許を請はしめ。而して允許を得て道路に木石等を置く者は防圍を設け。又街路に沿ひて薪炭木石等を置く者は顚仆の虞なからしめ。且路上に技藝を演し。或は童兒をして遊戯せしめ。通行を妨る等を禁し。街路の掃除は居住人若くは地主をして負擔せしめ。負擔者なきの地は。區町村の負擔と爲し。溝渠は毎年兩次之を浚除し。炎天風日には路上に撒水せしめ。溝渠の汚水等は路上に洒くを得す。瓦礫塵芥等を溝渠に投棄するを禁し。降雪は路傍に堆積するも通行を妨けさらしむる等の諸項にして。附するに本則に違背する者は違警罪を以て處分するの制裁を以てす。同十六年六月二十一日之を改定し。標燈は一尺。綿布等を以てする日除は三尺以內道路に張出することを得。但通行の妨害となるときは除去せしむるの項を加ふ。同十七年一月八日路傍に柵欄を設け。若くは齒止石を置かんとする者は。警視廳の允許を請はしむ。同十八年二月七日。甲第三號を以て。曩に東京府の達する所及び同廳十四年十二月人力車取締規則に定むる所の途上車馬避讓の通規を改定し。車馬相逢ふときは互に左に避くるの通規なるも。軍隊竝に砲車。輜重車に逢ふときは右に避けしむ。」同十九年五月十日街路取締規則中を改定す(警察令第二號)。地方税負擔の道路に沿ひ。區町村費を賦課すへき土地の地先下水は。臨時浚渫を除くの外。總て其區町村之を負擔し。又地先下水は各負擔者をして毎年(四五月の間及び十一十二月の間)浚渫せしめ。塵芥汚泥等溜滯するときは負擔の如何に拘らず。其地主をして臨時浚除せしむるものとす。」同十九年八月二十三日始て街路撒水を施行す(東京府令第十二號警視總監連署)。」同二十一年十二月二十八日。街路取締規則中を改正す(警察令第二十四號)。規則中本廳の允許を請ふへきものゝ中。街燈及び柵欄齒止石の設置を除き火の見階子を加へ。所轄警察署の允許を請ふべき者の中に。路上に街燈指道標を建て。又は路傍に柵欄支柱を設け。若くは齒止石を置く者の一項を追加す。是より先。同二十一年八月勅令第六十二號を以て。東京市區改正條例を定む。」同二十三年八月法律第七十一號を以て。軌道條例を定め。馬車鐵道其他の起業者が公道を使用するに付規定をなす。三十三年三月。法律第二十九號を以て。土地收用法を定め。公益の爲に私有の土地を徵發するの手續を定む。同年三月內務省令第五號を以て汚物掃除法を定め。道路及び私有地內の掃除方をも規定し。同第六號を以て。市に掃除監督長。掃除監督及び掃除巡視を置き。其の事務を掌らしむ。」三十三年六月警視廳は東京市中往來熱鬧の場所に揭示を揭げ。又警吏を立たしめて。通行の車馬人民とも總て左側を過ぎしむ。大阪市街も亦三十四年より之を遂行せり。

【國道】和事始に云く。文武天皇大寶二年十二月。始めて美濃國岐蘇道を開く(續日本紀)むかしは岐蘇道美濃國に屬せしならん。」皇朝事苑に云く。延曆廿一年廢二相模足柄路一。開二莒荷道一。以二富士燒碎石塞一レ道也。既而復二舊路一。其他の海道の事詳ならず(シュクエキ參看)。明治九年太政官第六十號を以て。道路等級を廢し。國道縣道里道を定む。」明治十八年一月太政官第壹號布達を以て。國道の等級を廢し。其幅員は道敷四間以上。竝木敷濕披敷を合せて三間以上。總て七間より狹少ならさるものとすと定む。同二月を以て國道を定む。二十年七月勅令第二十八號を以て。東京より諸鎭守府に至る道路。及び鎭守府と鎭臺と關聯する道路を國道と定む。

【道路修築】大寶の營繕令に云。凡津橋道路。每年起二九月末一。當界修理。十月便訖。其要路陷壞。停二水交一廢二行旅一者。不レ拘二時月一。量二差人夫修理一。非二當司能辨一者申請

とあり。當國の司の支辨し得さる者は太政官より國庫辨理を仰ぐなり。德川氏の頃の道方組合高割。青標紙に載す。云く。居屋敷前通り。本高。同裏脇通り半高。中下屋敷半高。道遠場へ隔候やしきより引出組合は御評議の上三分一より十分一位迄は引高。但其場所の仕來にて不同の向。並居屋敷裏脇にても組合高少に付本高の向。且坂道橋組合は仕來にて惣體本高の通の仕來場所も有之。町方者其場所の地位町柄の次第に寄。小間四間百石位より十間百石位高懸に相成申候。中屋敷下屋敷抱屋敷共住居候得者。本高の通出銀差出候事。となり。邸地及び町地とも。其の屋敷前は其の屋敷村主の負擔にて修築したるなり。其の法地面に直徑四五寸程の丸木を。長さ四尺程に切りて横に埋む。車の爲に道路の壞るゝをなし。其の間には砂利にて堅む。嬉遊笑覽に云。正保五年日記。子の二月二十一日町觸に町中海道惡敷所へ淺草砂に海砂まぜ。高低なき樣中高に築可申候。ごみ泥にて築申間敷事。又寬文三年卯四月十日町觸に。今度日光へ神田橋より本鄉通を被成候云々。海道惡敷所は淺草砂にて中高に。一兩日中急度築立可申事など數多見へたり。淺草には今に砂利場と云處あり。また古へは隅田川の邊を。すべて石濱といへり。今もこのあたりの土中に小石多し。と嬉遊笑覽に見へたり。」明治二年民部省土木司の府縣に駐在するを廢し。道路修繕の事務を府縣に委任す。」明治四年十二月。道路を開きたる通行賃を徵するは地方廳より大藏省に申出さしむ。然れども後年地方廳限にて許可するとゝなりたり(ワタシを參看)。」明治五年十月第三百二十五號布告にて。追て道路の制被相定候までは。從前掃除請持有之道筋は勿論。持場無之場所は最寄町村に割渡。左の條目の通可爲致事。」一總て掃除請持丁場は。風雨等の障り有無に不拘。必ず三ヶ月中一度つゝ掃除可致事。」一風雨の後は必ず其持場を掃除し。溜水は左右溝へ導き。水溜の場所相減候樣可致事。」一並木根返り。風折雪折等は。追て其廳より處分有之と雖も。不取敢通路妨なき樣取片付置可申事。」一左右に溝渠無之道路は。可成丈け路の兩緣を低下にし。雨水の捌方宜敷樣可致事。」一掃除丁場標杭。往々等閑に致し置候向も有之。右は必す其請持丁場境に。從是東西或は南北何百何十何丁。何郡何村掃除丁場と誌し。標杭可相建事。」一路鋪往々田畑に切添候より。並木根さしを失し。之が爲め根返に及び易く。以の外の事に候。以來決て右等の所業致す間敷事。」右之通堅可相守候。若等閑に差置に於ては。掛り官員巡回の節屹度可申付事。」とあり。十九年八月五日內務省訓令第十三號にて。國縣道の道路築造標準を各府縣へ達す。其の中に曰く。路面は割石を布き。道路の中央に於て五寸以上とし。兩端に向ひ。漸次減却三寸以上となすべし。但通行頻繁ならざる道路は砂利を以て之に代ふるを得。曰く。國道は勾配三十分一。縣道は同二十五分一以下とす。曲線の半徑は路線中心の半徑六間を下るべからず。曰く。曲線の半徑十間以上の者たりとも。坂路の勾配四十分一以上の者と同時に存在せしむべからず。曰く橋梁は橋面平積一坪に付四百貫目の重量を橋上滿面に積み得る者たるべし。曰く。長五間以下の橋は其幅を道路の幅員と同一にすべし。長五間以上の橋は其幅を三間以上となすべし。曰く。隧道の幅員は濕拔を除き。幅三間以上とし。下水の流通を充分にし。暗黑なるものは返照燈を點ずべし。云々とあり。」同二十一年十二月勅令第六十二號を以て。其費用として東京市外より市內に輸入する酒類に入市稅を課し。又地租。營業稅。雜種稅。家屋稅を徵收す。

タカガリ 鷹狩。鷹は秋氣の冷かなる時を以て來たり。春の暖なる時に遇ふて去る。俗に其來る先づ紀伊の那智山最高の梢に棲り。次に羽前羽黑山深林に入ると言傳へらる。其種類甚だ多し。世に四十八鷹と云ふ。中にも天足に脇毛なき純白なるを最上とす。是を紫雪と呼ぶ。その他褄白。所白。黑白。青白。深山白。小胸白。股白。小赤白。白面のものは珍らしからず。さて鷹を馴養すること久し。日本紀仁德天皇四十三年。秋九月庚子朔。依網屯倉阿弭古(ヨサミツチクラノアビコ)捕二異鳥一獻二於天皇一曰。臣每張レ網捕レ鳥。未三曾得二是鳥之類一。故奇而獻レ之。天皇召二酒君一示レ鳥曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥類多在二百濟一。得レ馴而能從レ人。亦捷飛之掠二諸鳥一。百濟俗號二此鳥一曰二倶知(クチ)一。乃授二酒君一令二養馴一。未二幾時一而得レ馴。酒君則以二韋緡一著二其足一。以二小鈴一著二其尾一。居二腕上一獻二天皇一。是日幸二百舌野一而遊獵。時雌雉多起。乃放レ鷹令レ捕。忽獲二數十雉一。是月甫定二鷹甘部一。故時人號二其養レ鷹之處一。曰二鷹甘邑一也。」これ鷹狩の始め也。又嬉遊笑覽に。凡そ鷹は雌のかた。形雄より大にして性貪る故に能鳥を捉る。これを大といふ(養鷹記云。國俗訓兄鷹爲小。訓弟鷹爲大といへり)雄を兄といふに習ひて弟とも書るにや。大とは和名抄に不レ論二青白一。大者皆名二於保太加一。小者皆名二勢字一とあり。大鷹は三とや(三歲と云)已上をいふ(萬葉十七。矢形尾乃安我大黑爾。自注に大黑者。蒼鷹之名)。源氏夕霧かくまかふかたなくひとつ處をまもらへて。ものおぢしたる鳥のせうやうのものゝやうなるは。いかに人笑ふらん(河海に鷹の事なり。小は雄大は雌。女は奢り男はまけたるにたとへたり)。東雅云。すべて鷹の類を呼し名。韓地の方言多しと聞ゆ。我師云兄鷹をせうと云は百濟の方言なり云々。審に問聞さりしは我怠りにこそ。又今は朝鮮の俗鷹をばマイといふなり。彼國

にも古へ今の方言同じからぬ事かくの如しといへり。鷹を捉て養ふにスダカトヤマチアガケなといふ事あり。鷹は品類多し。酉陽雜俎又鷹方等に詳なり。こゝには新修鷹經を嵯峨天皇弘仁二年に鷹所へ出され。是を天下に弘行せらる。又嵯峨野物語は後普光院良基公の撰なり。鷹の歌は後京極殿三百首を始定め。家卿。慈鎭和尙等もそこばく有り」といへり。さて【鷹飼】の事。王朝の制に兵部省に主鷹司あり(兵部省の篇を見るべし)。和漢三才圖會に。後冷泉帝時有ニ出羽守源齊賴者一。將軍賴義東征時爲ニ鷹飼之長一而從焉。最得ニ其妙一。今好ニ田獵一者皆學ニ其術一。有ニ櫻井五郎者一。得ニ飼レ鷹技妙一。建永元年將軍實朝召レ之。聞ニ飼鷹之口傳及故實一。且欲レ見ニ其事證一。五郎乃臂ニ所レ飼之鷹一而出ニ于庭一。時黃雀在ニ草間一。鷹隨ニ指顧一搏擊。遂獲ニ黃雀一。見者感賞。實朝大喜レ之賜ニ腰劍一。鷂尙然。况於レ鷹其妙可ニ以知一」と見え。また柳菴雜筆に。尺素往來に。去頃兩御所櫻狩のため。禁野片野邊に御出たるべく候。當道相傳練習の家々。園中將。坊門少將。楊梅侍從以下。竝に御隨身は秦。下毛野等の鷹掌と云は。公家の鷹匠なり。園とは參議正三位基氏卿の流を云、坊門とは權大納言宗通卿の流を云。楊梅とは太宰大貳季行卿の流なり。」園基氏卿は鎭守府將軍藤原基賴の曾孫なり。基賴は大宮右大臣俊家の二男なりと云とも。其母常陸介源爲弘の女なるか故に。外祖父の勇武を繼て弓馬に達し。鷹犬を好み頗るその妙を得たり。佛堂を草創して持明院と號せしかは。遂にこの流を持明院と云。鷹犬の古實を記して十卷書と名付。基賴の子大藏卿通基。その子權中納言基家卿に至て。三代弓馬の藝を傳へ。鷹犬の業に堪能なりしほとに。世以て其家業たることを許せし由。其家譜に見えたり。基家卿の長子侍從三位基宗。二男は即ち基氏なり。爰に園流を擧て持明院家のことに及はさるは。當時持明院家應仁の亂を避て。京師を去て邊土に住せし故なるへし。然て園中將とは基有朝臣を云ならん。」坊門宗通卿は基賴の弟にて。幼名は阿古丸と云。童殿上せし人なり。坊門少將とは伊氏朝臣なるべし。【楊梅季行殿は右大將道綱卿の長子正三位兼經の二男左中將敦家朝臣の二男刑部卿敦兼朝臣の三男なり。楊梅侍從とは定行ならん。御隨身の【秦。下毛野】兩家は。御廚子所の鷹飼なり。其藝は百濟の酒君より傳はりしなり。文安四年の頃。波多野豐後守尙政と云ふ御所鷹飼あり。口訣を記して一色內藏助親行に傳ふ。波多野は秦のにて丹波の藤氏と各別なるべし。又蒙求臂鷹往來の作者を松田宗岑と云。左馬助元藤の法名なり。是は下毛野武氏の弟子と云り。又百濟の米光由光の藝を傳へしは。出羽守源齊賴なり。齊賴の父は駿河守忠隆と云。母は權大納言齊信の女なり。忠隆は鎭守府將軍滿政の二男にして。淸和天皇五代の孫なり。齊賴無雙の鷹飼にて其藝武家に傳はり。信濃國諏訪の贄鷹。下野國宇都宮の贄鷹等の徒。皆此齊賴の流を相承す。その中に禰津神平か流は諏訪の贄鷹の派と云り。但禰津の系圖には淸和天皇第四子貞保親王(一本貞元に作る)。八代平權大夫重道の二男禰津左衞門尉道直の子を神平貞直と云ふ。貞直か子神平宗直のちに美濃守と云ふ。宗直の子神平宗道。その子神平敦宗。その子神平光宗また大宮新藏人と云。此時御所御鷹飼方の秘訣を傳ふと云は。酒君の流と米光由光の流と。禰津の家に一統して相承ることとなりしなり。宗光十五代美濃守信直入道して松鷗軒常安と云ふ。宮內大輔元直の男なり。松鷗軒の弟子に屋代越中守。吉田多右衞門家元。熱田鷹飼伊藤淸六。小笠原某。羽根田某。横澤某。荒井豐前守。平野道伯等の數人あり。皆新得發明する所ありて各一家をなす。是鷹飼流派の大概なり。屋代越中守は。信濃國更級郡屋代の領主なり。鷹飼の口訣を記せし書あり。越中守これを諏訪因幡守賴永に傳ふ。越中守の子を左衞門尉勝永と云。勝永の子を越中守吉正と云。吉田多右衞門家元の子を喜助家政と云。初は織田右府に仕へ。後に江戶に召れ。御手鷹匠となり。祿現米四十石を給ふ。其子を淸右衞門政勝と云。」なと見えたり。

【鷹の具】攝政殿鷹百首歌の注に。せき緒と申は鷹をつなく緒也。又云鷹のせき緒を卷てすゑて鷹を仕ふ云々。然らば大緒の事也。大緒は鷹のあしかはをゆひ付る緒也。こぶしに居るにも架につなぐにも大緒を用る也。大緒の一名せき緒といふなり。」おき繩と云は鷹をなつける繩也。水繩と云は水をあびせる繩也。やおと云は鷹をつかふ繩也。大緒は鷹をつなぐ繩也(あら鷹を遠くやるまじき繩也)。」鷹の餌袋の(餌袋といへども袋にあらず。竹籠也。ゑごの事也)。緒の結樣に。うさぎ頭。鳥のくびと云結び樣あり。うさぎかしらと云は緒の端二ッ出る也。鳥の首と云はわなになる也。一方には鳥の首を付る也。結び樣は鷹匠の知る事尋習ふへし。」鷹の餌袋寸法などは無之物なるべし。淸少納言枕草紙に云。おほきにてよきもの法師くだ者。家。餌袋。すゞりのすみとあり。」たかたぬきと云は。鷹匠の籠手の事也。たぬきは手貫也。鷹韝と書てたかたぬきとよむ也。韝はこてと云字也。鷹の聞書に云。鷹たぬき長さ四寸八分。但身によるべし。へりひろさ四分裏に二寸計皮を返したるべし云々。

【鷹に就て故實】貞丈雜記云。鷹をつかふ事は。武家の故實にあらす。公家より出たる事也。武家は鷹の事知らずといひたればとて。恥にはあらざる由舊記にみえた

り。書札雜々聞書に云。總別鷹の道は無案內と申候ても。武士は人により候て不苦。奏者等などにて鷹を渡し候事有之候共。鷹居(鷹匠の事)めしよせ候はんと申ても。又架につながれ候へと申てもくろしからす候由。鷹は公家の物にて候。但當時無案內と可申事未練の至也云々。禁裏の御鷹をば。古は持明院殿のあづかり申されしと也。今も公家に持明院殿と云家あり。定めて鷹の故實を其家にうけ傳へられしなるべし。鷹の家兩家あり。政賴流。諏訪流也。政賴流の元祖は唐崎大納言政賴也。諏訪流の元祖は禰津神平也。古は天子の御鷹をば。持明院殿あづかり給ひしと也。今の鷹の故實その家に傳へらるなるべし。

【鷹の式】請取渡する時。鷹居たる節。もしたゞふんをする事有。其時は板にてすくふ也。兼て用意すべし。板なきときは扇をひらき鷹居たる下に置べし。請取渡にてもなく鷹久しく座敷に居て出る時は。右の覺悟あるべし。」

【鷹の獲物】鷹の取たる鳥を木の枝に付る事有り。其枝は何の木にてもあれ。鳥柴といふ也。梅櫻などの枝は花ひらきたるには付けず。つぼみたる枝又は花ちりたる枝に付る也。其子細は鷹に追れて鳥立さはぎて花ちりたる心也。つぼみはたやすくちらぬ物なれば。つぼみたるとちりたる枝に付る也。是鷹飼家の故實也とぞ。伊勢物語に梅のつくり枝にきじを付たる事有。夫木抄に紅梅の枝にきじを付たる事有。是等は時のたはふれにしたる事なれば。故實にかゝはらぬ也。」鳥を柴に付る事。源氏物語行幸の卷に。藏人の左衞門の尉を御使にてきじ一枝奉つらせ給ふ云々。河海抄云付レ鳥枝の事。柴高七尺五寸普通の柏木より。葉せばく圓くして表裏に毛おひたり。是を鳥付柴と云。一說云たもんゑばといふ物也。年內は立枝をへだてゝ雄を左にあげてつけ。雌をさげて付之。春は雌をあけてつく。春は雌を賞する故也。」鷹の取たる鳥を。つゞら藤にても繩にてもくゝるをば山緒かくると云也。山の物と田の物とかけ樣かはる也(山の物田のものゝ事前に記)田の物なればとて田緒とはいはぬ也。山緒と云べし。其いはれは鷹は山の物を取らする事本式也。鷹の鳥と云は雉子の事也。其外は鷹のうつら。鷹のひばり。鷹の鶴などゝ其鳥の名を云也(上古日本へ鷹の渡りし時は。專雉子をとらせし故の事なり)。鷹のみよりたゝさきと云事。みよりとは鷹の右なり。たゝさきとは鷹の左也。みよりは鷹を左の手にすゑて我身の方へ寄たる方なる故身寄りと云ふ。たゝさきはたなさきとも云ふ。手のさきと云事也。鷹すゑたる左の手さきと云ふ事也。手の中タともテともよむ也。ノといふ音はナにもタにも通ずる故。たなさきともたゝさきとも云。」唐土にては鷹を右の手にすゆる也。南宋書に右臂レ鷹。左牽レ狗とあり。又古歌に「はく鷹の見よりたゝさきかはゐらし。もろこし人は右にすゑけり。」公家にても鷹を左にすゑらるゝ也。武家に替る事なし。江家次第に云。左手居レ鷹右執二付雉枝一と云々。或說に公家には。右に鷹をすゑらるゝと云は誤也。」鷹の鳥のかいくちと云ふは。鳥を鷹の取たる時。その鳥のむねを小刀にてさきて。きもを取出して鷹の餌に飼ふ也。其の小刀にてさきたる口をかひくちと云ふ。人に遣すにもかひくちを人の方へむけて出す也。かひくち賞翫也。かひくちとは鳥のほろ毛を取て。それにて縫て置なり。」鷹は一羽二羽とはいはず。一連二連と云。鷹の犬は一疋二疋とはいはず。一牙二牙と云也。」すべて鷹は。男鳥小さくして女鳥は大なる物也。鷹の品々如左。」巣まはりと云は。今年生たるを七月半までに取たるを云。七月末ならばあかけと云也。」網懸とは今年生れたるを。七月より冬の日に至るまでに取りたる若鷹の事也。いまだ鳥屋せぬ内に取たる鷹。」一鳥屋は壹年。二トヤは貳年也。」若鷹野にてそだちたるを云。黃鷹とも新鷹とも云。」片がへりとは二年經たるを云。撫鷹とも云。」諸がへりとは三年經たるを云。青鷹ともいふ。」諸片かへりとは四年經たるをいふ。」鳥屋と云ふは。四年の秋より十年廿年も鳥屋鷹と云也。」山がへりと云は。山にて一とやも二とやもしたるを云。」野されとは。三月より内に取たる若鷹を云。山にて鳥屋したるは。野心つきてつかひにくきと也。」巣鷹とは。巣の內よりおろしてひなの時(ひなと云は鳥の子也)よりかひ立たるを云。」小山がへりとは。あがけの鷹の正月十五日より內に打落したるを云。」さは姫がへりとは。あかけの鷹正月二十日已後に打落したるをいふ。」さしばゝ小隼也。大サはと程有。諸鷹の餌がりをする也。小鳥を取る也うづらをも取也。」がつさいも小隼也。」兒隼は。つみに同し大サ也鳥とらず。」兒鷹以下を小鷹と云也。」兒鷹ははいたかの男也。鷂はこのりの女也。歌にはしたかとよめるは。はいたかの事也」白鷹は日本にはなし。朝鮮國より渡る。鶴雁鵠等を取るなり。」

【禁野】と云は。河內國交野に禁野と云所あり。天子の御狩の地也。よのつれの殺生を禁制せらるゝ故禁野と云也。古惟喬親王此所に狩し給ひて。金色の三足の雉子を得給ふ。それよりして禁野となる。今はその里をすべて禁野といふ也(以上貞丈)。」

【竿鷹といふ事】橫井時冬氏の筆記に。抑竿鷹といふものは。鷹族の中の鷂を用ふ技にて。初め秋風に野邊の千草の紐とく頃。籠に鳩を入れ其を囮となして。雛鷹を網す。これを網懸といふ。捕ればやがて鷹房に入れて韋緒を著け。帽を被らせ。毎夜すゑあるきて馴らす。此時聲をかけて鶻に教ふ。是を聲付といふ。其聲をよく聞分る

タカカ

やうになりては。白晝にすゑ歩行て馴す。その後足に鞢(ヘラ)を結付け。鳩を放て捉らしむ。鶻喜びてこれを捉れども。其肉をば食しめず。鳩を竹竿の末に付て。鶻を招きて馴れしむ。如此する事久しきを經るに從て。竿のまに〳〵進退するやうになるなり。其よく熟したるを見て。前日より故意と腹をすかし置き。鞢を付ず空竿にて鶻を呼使ひ。折々少しづゝ餌を與ふ(この事口傳ありて筆には盡し難し)。間颺去くとのありて。いと危き技とぞ。扨鶻の其技に熟するや。冬より春にかけて鴨の群居る頃(鴨には限らざれど。竿鷹は鴨に合するを長技とす)。雪を分け氷を履みて鳥を尋ね。鳥に逢へばまづ其鳥を離るゝ凡十歩餘の所にて。竿を微搖して待しめ。よき機會を見定め。鶻の帽をとりて拳を放てば。鶻は翅をひろげて空に昇れとも。竿を見おろして去らず。この時竿持聲かけて地又は水を撃つ。鳥は鶻のゐるを知らず。驚きて飛立つを見て。鶻は身を翻して飛下る。其さま電光の落るが如し。すはと云間もなく鳥を捉て落るを。餌を與へて其鳥を奪ひ。即て殿の御前に獻る例なりとぞ。この技を考得しは。吾祖横井作左衛門時久なり。時久は關原大阪の二役に軍功を顯はしたる武士にて。性鷹を好み。軍旅の間にも鷹をば離さゞりしが。年老て領邑尾張國中島郡祖父江村に居り。或時農事を見廻りしに。小川の邊に老嫗の白布を竿に懸けて洗はんとする折しも。鴨の驚き起つを。空より鶻おり來て捉去けり。これを見ていろ〳〵工夫を凝らし。遂にこの一技を考へ出しつと云ひ傳へたり。吾尾張國は山少き土地にて。水禽を驅らんには。犬を使ふの便惡きからに。竿に馴さんとする考も出來つるにやありけん(如蘭社話)といへり。

【鷹匠】德川幕府の時。鷹を馴養し。鷹匠の役々を置く。其制規最も嚴なりし。今舊記に見ゆる所を下に抄す。「鷹匠頭(累代武鑑に此役慶長年中被任。其後貞享年中家綱公御代迄闕。享保元年再被任とあり。其次慶長年中に任する間宮左衛門以下十餘人を列し。是迄は家綱公御代まで也。綱吉公。家宣公。家繼公。右三代は闕役。吉宗公御代より再任と書す。爾後享保元年に任する間宮左衛門(四代目)を肇め。元治元年に任する戸田久次郎まて二十餘人を置けり。又柳營秘鑑曰。御鷹匠頭二人(役料缺)官中秘策曰。御鷹匠支配二人千石高。御役料二十俵(此二書支配を掲け異同あり)。又役人班列書安政武鑑曰。御鷹匠頭五人千石高。御役扶持二十人扶持。其支配左の如し其撰最も近時にあり」。支配御鷹匠組頭四人。御鷹匠衆四十二人。組附御鷹匠同心百人。犬牽六人。」鳥見組頭。首卷職名に脫す。累代武鑑に置かず。然るに往々其勘向[illegible]。を鷹匠頭と一紙連逹の書あり。之を收むる其區なかる可らず。故に此に此項を置く。柳營秘鑑曰。御鳥見七十俵。或は百俵(此撰は誤脫あるに似たり)。」官中秘策曰。御鳥見組二人。御役金二十五兩。御役料百俵五人扶持。又役人班列書安政武鑑曰。御鳥見組頭二人二百俵高。御役金二十五兩。御役扶持五人扶持。其支配向左に收む(官中秘策に掲る者と異同あり。彼を弃て此を取るは前說の如し)。支配御鳥見二十三人同見習十一人とあり。

【鷹の制度】寛永三年猥りに鷹飼ふものを死罪にし。是を見出し告訴するものに五十兩の褒美を與ふるの制を定め。寛永五戊辰年十月廿八日。放鷹場制札定。御鷹御意に而つかひ候者は。此御制札(御黑印)木札に而可有之候間。能々改御判相違なきものにはつかはせ可申事。上下のとをり鷹は。御鷹場の内はかり宿次可相送事。御判なくしてつかひ候者。鷹師ともに留置早々可申上事。御判なくして鷹つかひ候を見出し候ものには。御褒美可被下。もし見のかし候はゝ。其者曲事可被仰付事。在々所々にあやしきもの。一切置へからさる事。右此旨をあひ守へきもの也。寬永五年十月廿八日。」正保四丁亥年十一月七日放鷹場制札定。御鷹場において脇鷹つかひ。又者其外諸鳥致殺生者有之者。精を入無油斷可見出事。御意之由に而御鷹つかひ。何樣之殺生いたすもの有之といふ共。見出し次第改之。依其仁體やしき迄送りとゞけ。其うへ松平伊豆守所迄可注進之。若又かろき者に於ては。ちかと住所も有之ましく候間。直に伊豆守所迄可送屆之。自然見逍し聞のかすにおいては。其村中のの御せんさくの上可爲曲事事。夜中殺生いたすもの可有之間。夜廻りをいたし可相改之。縱同類たりと云とも。於中出者其科をゆるし。其品により爲御褒美或金銀。或其身之田畠を可被下事。右條々可相守。正保四年十一月七日奉行(敎令類纂)。」元祿九丙子年十月七日鳥見役廢止に付達書。御鳥見向後相止候得共。唯今迄之御留場前前之通鳥類殺生不仕。勿論他所之者にも爲致殺生間敷候。病鳥等有之節者。其所において隨分入念養育可仕候。度々其支配へ不及申達候。若人之さはりにて痛之。或は疵付候體之鳥類有之候はゝ。其譯委細書付其所之御代官。幷地頭へ可申出之。隱し置脇よりあらはるゝにおいては可爲曲事候以上。十月。右之通に候間。唯今迄之御留場之內に知行有之面々者。可被存此趣候以上。」享保元丙申年九月十一日鳥殺生禁止諸向へ逹「覺」沼邊領(世田ヶ谷領)。中野領。戸田領。平柳領。淵江領。八條領御留場と相成候。同十二月御鷹に逢ふも下馬に及はす。妨なき樣除けて通り。狹き道にては馬を留め。今付木竹車の運搬は留置るへき旨逹す(憲法部類)。」同七壬寅年七月(闕日)。鷹匠諸僚及ひ隷徒へ令條。御鷹捉餌として野先へ出候時者。自今以

後何程之御鷹にても。御預之御鷹と存間敷候。自分之鷹を捉飼申度存御願申上。在郷へ罷出致逗留候と可心得事。右之通候得者。百姓へ對しけんへいなる儀も致間敷候。御鷹大事に存候迚百姓を遣ひ申間敷候。百姓より馳走ヶ間敷儀も受申間敷候。萬事自分之賄たるへく事。野先へ出候てよりは。詞にも御鷹と申間敷候。書付等にも誰鷹と認可申候。江戸へ歸宅候てより御鷹と可申事。右之通に候上者。鷹それ候時分も仲ヶ間どうしにて尋候儀者勝手次第。百姓尋に出候事有間敷候。其外晝夜之番等一切可爲無用事。但水夫者今迄之通可被仰付事。道中御傳馬人足之儀も被仰付間敷事に候得共。左候ては着替臥具等所持難仕。先々にて借用候樣に成候而者。百姓難儀たるへく候間。此儀者今迄之通被仰付へく事。提餌之節作物之中を横切に通間敷候。あせ道を通可申事。ゑさし野廻り是又御用と存間敷候。自分用事に罷出候と可相心得趣急度可申付事。總而御鷹之儀に付。在々難儀たるへき儀見聞候はゝ。早々頭迄可申達事。右之趣被仰出候間急度可相守候。總而御鷹之儀自然怪我出來候とも。其段者可有御免候。御用大切に存候程。野先にて鷹大切に心懸申間敷候事(別紙)。上ヶ鳥者村次にて可差越。竝持人員數等之儀者唯今迄之御定之通可相守。從江戸御用有之村次差出候節者。頭共佐渡守へ斷可差出。從野先者御用にても延引者不苦候間。上ヶ鳥之序に可申越。若格別急用之時者村次可出。右上ヶ鳥竝從野先出候村次。其度々其村々名主へ何之御用にて。村次人何人出候との儀書付可相渡置候事。頭共從手前者上ヶ鳥。竝江戸從野鷹出候村次之度數。竝人數認め一ヶ月切に可差出事(同前)。鷹番者相止。鷹居候面々に者水夫壹人宛增可被下候。是者鷹番と申候得者。晝夜共に付置可申候。從水夫之內付置候はゝ。入用之時計付候樣にとの事に候間。用心一通之時又者不寢抔申付候儀かたく無之事。傳馬人足其外水夫御鷹番人。兼而從御定餘計致用意候樣に存候よし。夫々より上を重し大切に存候儀。是にて察し可申候。然る上者御用にて參候面々者。猶橫柄に無之樣に心懸可申。私事にて百姓町人に對しものこと申付よりは。却而おたやかに急き候事もせり不申。過失をもしかり不申樣に可仕儀に候。人馬多く遣ひ候儀者所々にて。誰も好申間敷儀に候得共。御定より多く致用意候者萬一遲滯候時は。鷹匠幷同心共迄以之叱り可申候。夫に恐候而之儀たるへく候間。ヶ樣之儀百姓へ重て觸候に及間敷候。鷹匠共之覺悟に可有之候。總而御鷹之儀御用之活き物を預り候と存候より。自分に大切に存候儀を外の人へも移候。從夫人々も重々に大事に取扱候と相聞候間。自今別紙之通可被仰付候哉(按に云ふ所の別紙は即ち前紙を指すもの丶如し)。(以上大成令)。」慶應二丙寅年十二月晦日。鳥見役廢止に付達書。(按に當時鳥見役へ達書あるへし。今存せす。故に勘定奉行へ達する書に。右廢止の事を言ふ條ある者を收めて。此局の晚況を示す。遂に閉局に至る迄は後條附記に置く)。御勘定奉行へ。今度御鳥見之儀御役被廢止候に付。在々御拳場竝七ヶ所御役等。追而相達候迄は御代官に而引受取扱。御取締向等厚心附候樣可被申渡候事。十二月(御書付留)。以上德川禁令考載る所なり。右は鷹を馴養せしめし起原より。德川氏に至るまでの顚末概略なり。

【明治以後の飼鷹】三十年中時事新報に云ふ。東京內藤新宿の御料地に御飼養の鷹は。七聰なり。其名稱左の如し。

御幸野　九重　千代本　豐島　汐見崎

千代ヶ岡　高千穗

御幸野は明治十五年冬濱離宮御幸の時捉へ。九重は同十八年冬宮城御苑內にて捉へ。千代本は同十八年冬松前より御買上げとなり。豐島は同二十三年秋南豐島郡御料地にて捉へ。汐見崎は同年の冬濱離宮御苑內にて捉へ。千代ヶ岡は同二十七年二月銀婚式御祝典の時。諸島御用達商人日本橋區小田原町東國屋伊東延の獻納に係り。高千穗は人も知る如く二十七年日清の役に彼の黃海にて軍艦高千穗の檣頭に止りし者なり。以上七聰の中九重は鵰にて其他は大鷹の逸物なりと申せり。總じて飼鷹の塒は也」一間四方にて。正面を板羽目となし。中央に圓き小窓を作りて。此小窓より餌を入る。又後も同し板羽目にて。天井際より下へ二尺を無雙窓とし。此窓下に三尺の開き戸を設け。鷹の出入及び掃除人の出入口となす。左右は砂壁にて。天井には細き磨き竹を竝へ。床をタヽキとなし。其片隅に二尺四方。深さ一尺餘なる木製の箱を置き。之に水を盛りて据え置き。鷹が糞したる後。自から身を清むる料に供す。餌は一日に三度。夜に入りて一度にて。朝と午時とは雀二羽。鳩一羽。夕は雀三羽の定めにて夜食も之に同じく。是等の餌を與へんとするには。先づ正面の小窓を開き、鷹の目前にて羽を引き。首及び兩翼兩足を取り放し。餌板と稱する竪四寸五分橫三寸の黑塗板に盛りて。小窓より差し入るゝなり。目の前にて料理したるものならでは。如何に空腹なりとも決して食することなしといふ。新宿御料地御鷹部屋の造りは。以上記す如く。舊幕府の鷹部屋と異なる處なきよしにて。御鷹の掛り總取締は。養鷹の術を極めたる田中修三。御鷹匠は安藤知四。坂本巳三郎。長谷川臣。田中定次郎。青木多計志。杉本吉五郎の諸氏外に見習生二名あり。飼養方

もまた幕府時代と少しも變りなく。主獵局の指圖にて各御料地に到り。雁。鴨。鷭。水鷄の類を捕獲して。彼の七聰に供するよし。尤も鶴は近年東京附近に居付かず。隨つて鷹の掛け合せも稀となれり。

タカツキ　高坏は。菓子など盛る脚高き器なり。宮殿調度圖解に云。高坏も亦盤をのする臺なるが。圖にて示せる如く。角高坏。圓高坏の二種ありて。角なるを晴の具とし。圓なるを略儀とす。これは足一本なるが故に。古書に臺何本とかけり。雅亮裝束抄臨時客の條に。「對の南おもてに。高麗を二行にしきて。むしろを敷かず。饗は高坏にてすうるなり。高坏のすゑやう。一人の前に三本なり。それをむかうざまに据うれば。六本がさしあひてすゑらるゝ也。」とありて。類聚雜要抄には。角高坏六本すゑたる指圖もあり。然るを安齋翁の。「高坏といふは。食物を盛る土器の下に。わげ物の輪を置きたるをいふ也。つきといふは。土器茶碗の類なり。」と説かれたるは。千慮の一失とやいはまし。上古はさもありしにか知られど。源氏物語やどり木の卷に。「紫檀の高坏」などあれば。土器ならぬ事知られたり。又枕草子新參りの條に。「高坏にすゑたるおほとなぶらなれば。髮の筋なども中々晝よりはけせうに見えて云々。」とあるも。わげものゝ輪にはあらで。圖に見えたる高坏の臺を。打ちかへし伏せて。其の土居の底に。油盞を据ゑたる事なり。古畫に。さる樣をゑがける見えたり。常の燈臺の高さに過ぐるより。便宜にかゝる事をもせしなるべし。又雅亮裝束抄。大將あるじの條。および東鑑三十五。寛元二年四月廿一日若宮御元服の條に。「土高坏」といふもの見ゆ。これは土製の臺にて。この上に折敷を載する料なり。神供などにまゝする事もありとぞ。

タカトリヤキ　高取燒は。其製法朝鮮より傳來せし一種の陶器なり。蓋し高麗燒より變し來れる者なるべし。工藝志料云。高取燒は。慶長年間。筑前國高取に於て製する所の者なり。國主黒田長政朝鮮を征して還るの時。朝鮮の人。從て歸化する者あり。更名して八藏といふ。又肥後の國主加藤淸正に從ひて歸化する者あり更名して新九郎といふ。倶に高麗の章登（地名）の人なり。八藏は新九郎の婿なるを以て。長政。新九郎を肥後より筑前に招く。八藏。新九郎竝に陶法に巧みなるを以て。命じて陶器を造らしむ。是を世に古高取といふ。其の質は堅硬にして。茶褐色の釉を施し。而して其の上に斑に黒色釉を施したる者なり。寛永年間。長政の男忠之。八藏竝に其子八郎右衛門といふものを點茶の宗匠小堀政一が家に遣はし。其の指教を受けしむ。既にして八藏。八郎右衛門本國に還る。工巧大に進歩す。又五十嵐次左衛門といふものあり。筑前唐津の城主寺澤忠高に仕へしが。辭して筑前に來る。次左衛門能く瀬戸陶器の法を得。且つ諸國の陶法をも兼て善くす。忠之是を召し。八藏と共に高取に於て陶器を製せしむ。是より盛に諸器を製出して。諸國の陶器は。一時之が爲に聲價を墮しゝと云ふ。點茶家に於て珍貴する所の有名の茶壺數種あり。今に至りて名譽を失はず。其陶質緻密にして。其の釉は白色。淺碧。又は暗灰色を帶ぶ。又青黒の者ありて。竝に潤澤あり。陶窯火候の度によりて。自ら金色を滲し。至て美なり。世に之を遠州高取といふ。遠州は小堀政一の官名なるを以て。取て名と爲すなり。寛永七年高取窯を穗波郡白旗山の麓に移す。寛文七年白旗山の窯を上座郡鼓村に移す。寛永年間。工人。福岡城南の田島村の東松山に於て新に窯を開き。陶器を製す。鼓村の巧を傳ふるなり。鼓村。東松山の二處の工人。今に至て業を傳ふ」とあり。以て其沿革を知るべし。

タカラブネ　寶舟は。古俗よりの習慣にして。これは舟中に寶貨を堆積せし圖を畫き。之を褥下に藉き。吉夢を買はんとの習俗たり。抑このこと古代は未詳らかならされども。足利氏の時代には。將軍家を始め之を節分の夜に用ふるを例とすと見えたり。近代に至りては俗間正月二日の初夢なと稱し。用ふることゝなりて。其遺風遂に今時までも傳はれり。嬉遊笑覽に。寶船の繪は安齋隨筆に。古代の書にこれを正月の枕の下に敷と所見なし。京都將軍の頃既に此事あり。澤巽阿彌（將軍家の同朋。大永。天文。永祿の頃なり）覺書に云。貞孝御調進節分御舟繪所は。一兩年上京小川扇屋にて令書之訖。又其後狩野法眼弟子に。峠右近と申仁御被管入御扶持人候。其時にかゝせられ候。又其後公□樣光源院殿御代に。某福山新五郎時御舟の繪の事。公□樣朽木より御上洛。二條妙覺寺に被成御座候。其時貞孝樣は御宿妙藥寺と申所に御座候。公□樣と□臺は大引合御舟二ッ。又御造子御所々樣は小引合。上﨟中﨟御末女までは杉原。□入次第およそ調進。或時節分御伺書候て御入候へば。御所々樣の御舟不足にて。俄に福山繪付持て參れとの御使被下。二條春日御局さま御ゑんにて御舟を書申候。彼節分御舟相阿彌むかし繪圖あり。それにて調申候云々。右の文をみるに。昔は節分の夜。たから舟の繪を用ひしとみゆ。貞孝は伊勢伊勢守なり。將軍家の政所職なり。貞孝より寶舟の繪を獻ぜし也。御造子は御曹司なりとあり。節分の夜のとは其ころのみにあらず。また見聞集に節分の夜。鬼は外へ福は内へとおさめ。煎豆をかぞへ。舟をゑがきて敷などするを。鬼やらひ共歌連歌に詠ぜり。是は大内にてのまつりごと萬民これを學べり。佐夜中山集「節

分と人には告よたから舟」。「節分の舟やふとんの島がくれ」。懷子「書て寐る繪も御座舟と申べし」。宗因千句「舟はそのむかし〳〵の雪の夜に。幾節分をかされきにけん」。此村にくされいわしの頭して」などあまた見えたり。船の繪。昔は何やうにかきたるか。彼相阿彌がかきたるよしの摸本あれども。實否はしらず。それは唯米俵を積たる船なり。其心をおもふに。いねつむといふとにや。年の初め寐る事をさ云ふなり。滑稽雜談に。寢臥と尋常の如く唱ふるは。病床などに紛らはしければ。かくいふなり。淚を流すを米こぼすといふに同じ。是またいつの頃よりいひそめたる歟。齋宮の諱言の遺風と覺ゆ。さりながら。件の單阿彌が覺書にも。舟とのみいひしをみれば。物を載たるにはあらぬなるべし。そはあしき夢を流さむとてするわざなればなり。さるを後には何くれと書そへて今のとなれりとみゆ。浮生が滑稽太平記に試毫評判の條。回祿已後。麁相なる家居に越年をして。せめての祝儀にや。「去年たちて家居もあらた丸太哉と卜養」。「たからの舟も浮ぶ泉水。玄札」。此寶舟は種々の寶を舟に積たる處を繪にかきて。「なかきよのとをのねふりのみなめざめ。なみのりふれのをとのよきかな」といふ廻文の歌を書添て。元日か二日の夜敷寐るに。惡き夢を川へ流す呪事なりとぞ。又年越の夜も敷とあり。故に冬の季とも云たり。然るに二つある物は前なるを季に用ゆ。新年をとゞむためなれば。此理近かるべしといへるもあり。されども玄札老功たり。既に脇にする時は如何にも春たるべしといへるも有けり（回祿已後は萬治元年なり）。これをみれば。江戸にはそのかみより元日か二日を用ひしなり。兩日定まらざりしにや。船の繪內裏より公卿に賜るは二日なりとぞ。かゝる故なるべし。又この廻文の歌のと。和訓栞に。此歌は聖德太子秦川勝が惡夢をけし給ふ呪歌なるべし。詠歌本記にみゆ心得がたし云々。歌の心は。十の眠にて十界をいふ。長夜の眠の中に十界を流轉す。みなめざめは皆目醒なりといへり。をとは音なるべければおとのかななり。廻文なれば拘はらぬにや。いつの頃の歌ともいまだ定かならず。道祐が紀事に近世梓に鐫てうるといへれば。其前は書たるを用ひしとゝしらる。そは寶ものにありやなしや。よき人のみにて下さまはせざりしならん。下にも學ぶに及んで板行出きしかば。末々の者ともゝする事となれるは又その後とぞ思はるゝ。或人云。今內裏より堂上がたに賜る舟の獏字は。後陽成院宸翰を刻させ給ふとなり。又或說に。後小松院御夢に寶船を御覽じて。畫かせ給ふ。獏字即宸翰なりとぞ（いづれとも知らざれども後說は非なるべし。）といへり。明治維新の今日に至りても。寶舟の徃々俗間に行はるゝことはみな人の知る所なるが。近年は寶船の賣行好く。板元の卸し價値は一錢に十五枚なるを。賣人は五枚を一錢に商ひ。黃昏より初更の頃迄に一圓乃至一圓二三十錢の儲けありとぞ。又香具師共が第一の場所と競爭するは。吉原、洲崎の遊廓にて。殊に延喜を祝ふ場所なれば。一向直切りもせず。門並に買入れ。昔日に劣らぬ景況なりといふ。

ダキウ　打毬は。馬術の一技なり。近代の打毬は。赤白の毬を作り。騎馬を二手に分ち。打毬杖にて互に毬を拾ひ。前後相爭ふて之を毬門に投け入れ。先に五個の毬を投げ入れたる組を勝とするなり。傳へいふ。此毬は軍中の首級に擬したるものなりと。今其沿革を左に示すへし。貞丈雜記に云。打毬の事。淳和天皇の承和の頃。又村上天皇天曆の頃。花山院寬和の頃。行れし馬藝也。打毬に二品あり。騎馬の打毬と步行打毬あり。」又嬉遊笑覽云。打毬は騎馬にてまり擊わざにて。唐の代の戲なるを。其頃こゝにも盛に行はれ。萬葉集（六）。四年丁卯春正月云々。右神龜四年正月。數王子及諸臣子等。集二於春日野一而作二打毬之樂一。其日忽天陰雨雷電。此時宮中無二侍從及侍衞一。勅行二刑罰一。皆散二禁於授刀寮一。而妄不レ得レ出二道路一云々。といへるとあり。散禁とは禁足せらるゝなり。平家物語（十二）に後鳥羽院稚き御時。打毬の玉を愛させ給ふ故。文覺が打毬の冠者とのゝしり申せし事あり。打毬の戲は昔は江戸にて行れたりと云ふ。今も奧州白川の諸士聚て赤白の毬を打。小門を設て打入。先後相爭て勝負を極む。この戲唐土より傳へし也。張直佐打毬儀注一卷。また查同打毬要略一卷あり。此等を考へてなすへし。又一話一言に。打毬並打毬の事。扶桑略記。村上天皇。天曆三年五月廿一日甲子。於二三條院一有二打毬事一。和名抄雜藝類。打毬唐韻云毬（音求打毬內典或謂二之拍毬一師說云萬利宇智）毛丸打者也。劉向別錄云。打毬昔黃帝所レ造。本因二兵勢一而爲レ之。又雜藝具打毬杖（辨色立成云骨擖竹花反打也）。打毬曲杖也と見えたり。江次第禪閤抄曰。大宋御屛風畫唐人打毬也。又禁秘抄云朝餉臺盤所障子（中略）。宗忠公記打毬騎馬唐人之由也云々。按に元來の打毬と云は。騎馬にて毬を扛物なるべし。さればにや和名抄に打毬毛を丸めて打なりと見え。下文に毬杖は打毬の曲杖也と見えたり。古へ朝廷にて打毬を行はれしと見えたれど。も。武家にて鎌倉將軍京都將軍家の比迄。武家にて打毬行れし事舊記に見えず。其式絕て傳はらざるを、享保の比打毬の式を新たに御作物に被遊候事と承傳へ候。今の毬打は左右に毬門を定め。左右に人別れ騎馬のりにて。馬場の中毬を地におき。それをさての如くなる杖にてすくふと承候。右扶桑略記以下伊勢貞春の考。忠寄按に。天曆以前に見えしは續日本後紀卷三。承和元年五月戊午御二武德殿一。令三四衞府

馳ニ盡種々馬藝及打毬之態一。本朝世紀卷五。寛和二年五月三十日の條に。天皇出ニ御南殿一覽ニ打毬一。番長以上各十人。左右近衞左右兵衞官人竝二十人爲ニ一番一。皆着ニ褐冠一騎馬立ニ南階前一。爰右大臣(兼家公)。玉打ニ出於庭中一之間皆競打レ之。乍ニ一番一左勝。此間左方奏ニ音樂一。此事甚希有也。仍粗記之。又同書同條六月六日の條。衞府舍人等騎馬打毬。二番一如ニ小五月節一者。西宮記卷二年中行事。五月の條を見れば。歩行の打毬騎馬の打毬あり。歩行の打毬は毬童(歩行)進列立。藤原□□投毬子總十度右勝。左右毬樂人隨勝奏。又同條立毬門。騎馬打毬のと委あり。惠林音義引ニ字書ニ云。皮丸也。或歩或騎以杖擊而爭之爲レ戯也と。忠寄又按に打毬は騎馬にもかぎらざる故。天曆三年の打毬に騎馬と云事なく。寛和二年には兩度とも騎馬打毬と斷りたれば。騎馬になくしてもある事ゆゑ。騎馬と斷たるなるべし。年中行事の繪を見るに。壹人毛の附たる玉を投出す體を畵。曲たる杖を持て圍み居る圖あり。是古への打毬の圖なる歟。褐冠と云は。褐の袍に冠なりと大塚喜樹云り。參考太平記卷十三。藤房卿遁世の條に。馬副四鶡冠ニ一。猪の皮の尻鞘の太刀とあり。鶡冠は字彙鶡の字の注に。鶡似雉。「黄黑色名て曰レ褐。鶡冠は漢の虎賁所レ著。按に參考太平記は。字彙にて鶡と書たるなるべし。右大久保西山翁考」と見えたり。

タキギノノウ　薪の能は。南都東大寺南大門の前の芝生にて。二月（陰曆）七日の間。金春大夫これを勤むるとぞ。また芝の能ともいふ。和訓栞に。昔し猿澤の池の邊に土穴出來て。其中より風煙夥しく立のぼり。其毒氣に觸たる者多く疫癘に染し故に。其穴に薪を積て燒立しより鎭りしにより。南大門の前なる芝にて。翁三番叟を舞しよしい へり」と見えたり(ノウ參看)。

タキグチ　瀧口は。藏人所に屬して御所を守る武士をいふ。御行水の所に瀧をしかけ置けり。其口に勤番する故瀧口といふとぞ。貝原の官位訓に。禁中の瀧口は侍の官なり。凡瀧口は五十九代宇多帝の御宇。始て源平重代の侍武勇の達人を二十八人えらびて。常に禁中に伺候し。清凉殿の東北承香殿の西の瀧口の戸を勤番せしむ。是より代々二十人を補せらるゝ。「非常の儀警固のために其人を擇るゝの間。重代佳名の侍多く是に補す。八十三代土御門院の御宇承元四年五月に仰せありて。關東の武士。三浦。畠山。伊東。宇佐美。後藤。葛西其外十三家を瀧口の侍に召るゝ事。田舍人の知たる東鑑にもあるぞかし。又六位の侍をえらびて瀧口二十人に補せらるゝ。其中三人を上﨟とす。一月づゝ勤番して瀧口の事を支配す。流例に依て必左右馬允を兼るを有官の瀧口といふなり」と見えたり。

タクアムヅケ　澤菴漬。(カウノモノを見よ)

タクシヨクムシヤウ　拓殖務省は。明治二十九年三月勅令第八十七號を以て置かれたる官衙なり。其の官制に云く。一拓殖務大臣は左の事務を管理す。一。臺灣に關する諸般の政務。二。北海道に關する諸般の政務にして。從來內務省の主管に屬したる事項。但醫師及藥劑師の業務。竝藥品賣藥取締に關する事項は此の限りにあらず。三。北海道に於る鐵道。山林。原野及水產に關する事項。一。拓殖務大臣は臺灣總督及北海道廳長官を監督す。一。大臣官房に於ては。通則に揭くるものゝ外。褒賞に關する事務を掌る。一。拓殖務省に專任參事官四人及專任書記官四人を置く。一。拓殖務省に技師五人。技手二十人を置く。一。拓殖務省屬は百人を以て定員とす。」省中に北部局。南部局を置き。北海道と臺灣との事務を分管し。北海道集治監を內務省より轉屬し。大臣には高島鞆之助。次官には北垣國道之に任じたり。翌三十年七月二日。此の省を廢し。內務省官房中に北海道局。內閣に臺灣事務局を置き。集治監は舊に依りて。內務省に復屬す。

タクハツ　托鉢は。僧の米錢を公衆より乞ふ事なり。又略して鉢に出るとも云ふ。昔し天竺の僧は。檀那の施す衣食を乞ひ。鐵鉢に受けて之れを持返りて。活計とせし遺風にて。後世の僧も之を以て修行の一とす。鉢は鐵を以て作り。之にて米を煮。湯を沸すことを得べし。明治五年教部省第二十五號達を以て。僧侶托鉢を禁ず。明治十四年八月。內務省甲第八號を以て。其の禁を解かれ。管長の免許證携帶すべき旨を達す。

タケ　竹は。東洋の特產なり。我邦に於て竹の如き用途の多き植物は他に見ざる所なり。松村任三著普通植物に曰ふ。竹は普通植物に異なるより。竺木といふ。總名を附し木と並べたれど。植物學上の分類よりは。米。麥。黍等と同類なり。【名稱】貝原益軒の日本釋名には。竹は高きなり。ケとカと相通ずと。和漢三才圖會には。諸草中丈高し。故にタケと名くといへり。竹の生長は速にして。一夜にして六尺以上に延ぶるものなりと。【種類】竹の品類は五十餘種の多きに及ぶ。其顯著なるを擧ぐれは。吾邦何れの地に到るも最も多く吾人の目に觸るゝ植物は。メダケと名くる竹なり。一に【シノダケ】とも稱す。こは矮少なる種類なれば。人々敢て之に重きを措かず。多くは忽諸に附し去るも。日本全地を掩へる普通の植物は。實に此シノダケなり。これがため開墾に苦むところなれど。他の一面より見れば。川

流の兩岸に生ずるメダケの如きは。堤防の潰るゝを防ぎ。丘陵に生ずるものは。根を張りて土壌を固む。竿の大なるものに至りては。釣瓶竿とし。垣根とし。笊を作り。籠を造り。或は團扇の骨子とすとなり。尙効用の二三を擧くれば。孟宗の籜は食物を包に宜し。實は米に似て食ふべし。俗にいふ竹に實なる時は其の歳凶なりと。熊笹の如き大なるものゝ葉は。採て食物の掻敷となすべし。根は印材となし。又は鞭となすべく。幹は大なるものは伐て筒となし。物を容るべく。又割いて細工を施すべく。稍小なるは樋となすべく。竿となすべく。小なるは杖となし。筆の軸となし。煙管の羅宇となすべし。又之れを建築用に供して便なり。之を伐るに土用を過ぎて。肉の充實したる時を以てすべし。然らざれば虫の爲めに破れ腐ることあり。

【竹の各部の名】竹の部分には特殊の名稱あり。根を菊といひ。傍引を鞭といふ。鞭上に抽出するを筍といひ。筍外を包むものを籜といふ。筍長じて母を過ぎ。籜を脫したるを之を竿と謂ふ。竿の節を約といひ。初めて梢を發する葉を篁といひ。梢葉の開き盡したるを籬といひ。竿上の膚を筠といふ。以上は支那にありての名稱なるが。邦語にありては筍を「タカムナ」又「タカウナ」「カラタマ」など謂ひ。竹の皮を「タカムナ」と謂ふの類なり。筍は寒中已に萠して。春季地上に生ず。(漢竹の如きは秋も筍を生ず)。孟宗。淡竹。布袋竹。漢竹の如きは。羹又は油に炒りて食ふべし。東京にありて筍の市場に上るもの。五月上旬に孟宗竹あり。次で五月中旬に至れば破竹出で。六月上旬に眞竹出づ。かく時を異にして出づるが中に。孟宗竹最も早くして味最も可なり。如何なる竹の種類にても。筍を生ぜざるはなきも。食用に最も適し。且つ竹竿の民用をなすこと多きものは此三種を第一とす。日本竹譜にその種類を擧ぐ。曰く苦竹(マダケ)。孟宗。はちく。螺節竹。神代竹。めだけ。やだけ。はこれだけ。かんざんちく。通絲竹。ごまだけ　即くろちく)。ほていちく。かんちく。茂草竹。きつこうちく。金山竹。母子根竹。斑竹。かわしろだけ。くまざゝ。まがりだけ。すゞだけ。ふたまただけ。なきなだけ。水晶竹。ぶんござゝ。龍鬚竹。實竹。ほうらいちく。疎節竹。雙枝竹。臺山竹。兒篠。チロシマ。カムロザゝ。大明竹。なりひらだけ。毬竹。簜竹。羅漢杖竹。ゐぼちく。玳瑁竹。きんめい竹。尺八竹。黃金竹。瑇瑁竹。すはうちく。箟務竹。むかくだけ。沈竹。孝行竹。漢竹。いばら竹。こぶだけ。さかさだけ。稽竹等是なり。

タケウマ　竹馬は。和漢とも兒童の遊戯物にして。倶に古くより弄び來れるものと見えたり。而して今下の圖畫に據れば。古代の竹馬は。葉竹に繩を結びて。手綱にかへ。之に跨りてかけ行くものとみゆ。又近代に至りては竹竿に馬頭を作り。之を胯間に挾みて騎馬の體をなすなど。漸く其趣を異にせり。さて又近時弄ふ所のものはこれ等とかはり。少しく危險のものと見受けらるゝも。其興味。古代の竹馬にはまされるものと思はる。世に舊友を指して竹馬の友といふならん。瓦礫雜考云。小兒の竹馬のこと(此ことは友人醒齋くさ〴〵あつめて。先に著せるものあり。今それに洩せることひとつ見出たるまゝ書出つ)。高士奇濟人が天祿識餘に。唐路德延爲二朱友謙書記一。友謙行多不レ謹。德延作二孩兒詩一云(上略)。嫩竹乘爲レ馬。新蒲掉作レ鞭云々。この竹馬はこゝの古畫に見えたるが如く。葉のつきたるわかたけならんとおもひ居しが。近頃南京燒の磁器の赤繪に。此かた書るを見ておもひあやまらざりしことをしれり」。また今の竹馬は。梅園日記云。運歩色葉集に。鷺足小兒所レ乘之物とあるは。今も遠江。駿河。常陸。上野。豐後にて鷺足といひ(薩摩にてさんぎしといふは鷺足の訛りなり)。相模。美濃。下野。陸奥。加賀。周防にて。高足ととなへて。竹二本に足踏かくべき木を横に結つけて。小兒の戯れに乘物なり。(京。江戸。大阪にては。たけ馬といふ。他國にもさいふ所あり。肥前にて高馬といふ。たけ馬は高馬の訛り歟)。此物ふるくよりあり。保元物語(爲義の罪名定むる所)に。長德の比花山法皇。紅の袴をつぎのべさせて奉り。高あしにめされ。築垣に御腰を懸させ給ひ。よな〴〵御遊事ありしをとあり。半井本保元物語云。華山法皇化ものゝまねして道を行給。前足と云物を召。築垣に御尻を懸て紅の袴を續集め土にさがる程なるに云々(按に是はさき足とありけんを。誤て前足と寫しゝならん)。朝野群載に載する。洛陽田樂記云。高足一足云々。古事談云。永長元年大田樂事云。一足顯雅。懸鼓經忠。高足宗輔。教訓抄云。庶人三臺此樂相撲節に。あらゝぎと云事のありけれとも。近來は舞絕了。古記云。舞出レ自二樂屋一時其長甚短。漸進二臺上一時其長隨長。承明門懸レ尻舞了入時如レ本漸減。幼主之時被二停止一了。子細者見二一條院御記一。其舞名二阿良々木一女房躰云々。(按に高きを塔に見なしてあらゝきといへる歟。太神宮儀式帳忌定に。塔乎阿良々支止云)。續古事談云。一條院御時相撲のぬきでの日。あらゝ木舞と云舞御覽じけり。是は藥師寺風俗とぞ。女姿にて。はじめは人のたけ程にて。やう〳〵高くなりて一丈に及けり。按に此二條も亦高足なるへし)。古寫本庭訓往來注云。田樂入道中樂也。至二神前一蹈二高足一。是樂田畠豐饒之祈禱也。季瓊日錄云。文正元年閏二月十七日。德阿語。昔南都御社參九月廿七日。春日祭之時著二高脚一。上二南大門石階一。彼人皆以爲レ奇云。さて後世には一足をも高足また鷺足といへり。足本醒睡笑云。豆腐を串にさして焙るを。など田樂とはいふ。されば田樂の姿下には白袴

タケウ

を著其上に色あるものを打かけ。鷺足にのり躍る姿。豆腐の白きに味噌をぬりたてたるは。彼舞體に似たる故田樂といふにや。夢庵の歌に「たかあしをふみそこなへるめんぼくを。はひにまぶせる冬の田樂」。（日次紀事九月篇。凡切二豆腐一以二竹串一貫レ之。傅二味噌一燒而食レ之。是謂二田樂一。其形似三田樂法師乘二鷺脚一。故云爾。元出レ自二南都興福。東大二箇寺之僧語一。鷺脚杖壹本。其本末横レ械。以二兩手一持二杖頭械一。兩脚踏二杖末械上一而行。其狀似二鷺脚之行一故）。又骨董集云。唐山の竹馬の戯は。後漢の時すでにあれはいとふるし。御國の古代の竹馬は唐山の竹馬とは異なり。葉のつきたる生竹に繩を結びて手綱とし。これにまたがりて走るを竹馬の戯といふ。竹馬の友といへるは則是なり。左に摸し出せる古圖を見るべし。今の世のごとく駒の頭の形につくりたる物にはあらず。袋草紙雜談の條に云。壬生忠見幼童之時内裏より有レ召。無二乘物一とて難レ參之由を申。然は竹馬に乘りて可レ參之由。有二御定一。仍進二此歌一「竹馬はふしがちにしていとよはし。今夕かげにのりてまゐらん」。夫木抄「竹馬を杖にも今はたのむかな。わらは遊びをおもひいでつゝ」。西行。新撰六帖「竹馬におきふしなれしそのかみの。よゝはふれとも忘れやはする」。九條三位入道知家。右の古歌を考るに。或はふしがちにしてといひ。或は杖ともたのむといひ。或はふしなれしといふ。すべて下にあらはす古圖の生竹に乘たるはふるゝによくあへり。異制庭訓。遊戯の事をならべいへる條に。竹馬馳といふことあり。左にあらはす古圖の如く生竹を馬にして馳くらべする事にや。異制庭訓は虎關和尚の作なればふるきことなり。下學集。騎竹之年（指二丫角之童子一云二竹馬之年一也）とあり。騎竹といへるも竹に騎戯るゝの謂なるべし」また同書に。昔人の質朴。一代女（貞享三年印本）一之卷に云。此の四十年跡までは女子十八九までも。竹馬に乘て門に遊び。男の子もさだまつて二十五にて元服せしに。かくもせはしく變る世や云云。」（按るにこゝに四十年跡といへるは正保の頃にあたれり。正保は今十年よりおよそ百六十七年ほど前なり。當時の人情は質朴にて小黠からざるゆゑに。かく幼氣なることおほかり。今十八九の女子さるあそびをすべきかは。こゝにいへる竹馬も今のごとき竹馬とはおもはれず。古代のごとき生竹歟）といへり。古代竹馬圖。此圖は元祿十三年の印本。圓光大師傳のうちより摹出せり。これは正和年中の古畫を摹して刻したるよしなれば。因りきたること久し。正和年中は今文化十年よりおよそ五百餘年のとほき昔なり。ふるきをおもふべし。」古來竹馬の沿革右の如しと知るへし。さて明治維新に至り。十一年二月二日川路大警視の諭達に。乙第三號。小兒の翟市街に於て俗に竹馬と稱へ候ものに乘り遊戯候處。右は車馬通行の妨をなすのみならす。危險少なからさるものに付。以來其父兄等にて堅く差止め候樣諭達可致。此旨相達候事。とあれば。當時竹馬の遊戯は禁せられしと見えしが。爾後其禁漸く弛るびしか。近時復兒童の竹馬を弄ふもの往々見受くる所なり。

タコ

タコ

紙鳶。又イカノボリと云ふ。紙老鴟。風巾。凧なと書せり。これ兒童の尤も娛樂に適せる遊戯物なり。又其形大小等は樣々なり。雍州府志に云。兒童造二紙鳶一。著レ絲乘レ風而操レ之。使レ飛二揚空中一。至二夏節一即不レ揚。是又足レ見二春陽上升之氣一。其高舉者衝レ天。動失二其形一。納レ之時徐々而受レ風牽（ノボリ）二下之一。若緊急牽レ之則絲絕失二紙鳶所一レ之。或以レ紙造二烏賊之形一。故或謂二烏賊魚一。又稱二章魚一。以レ紙造二鵲鶴之形一。有下施二彩色一者上。是亦紙鳶之類也。所々賣レ之。」また嬉遊笑覽に。いかのぼり和名抄に辨色立成云。紙老鴟（世間云師勞之）。以レ紙爲二鴟形一。乘レ風能飛。一云紙鳶とあれば古は音にて紙老鴟と呼びしにて。もとこゝの物にはあらぬにや。いかのぼりは畿内にての名なり。明曆二年丙申正月六日。跡々より御法度被仰付候通。町中にて子供たこのぼり堅くあげさせ申間敷候。尤商賣にも拵申間敷候。」關東にてたこと云ふ。物類稱呼云。西國にてたつ又ふうりう。唐津にてたこと云。長崎にてはたと云ふ。上野及信州にてたかといふ。奥州にて。てんぐばたといふ。何れも雅名にはあらず。長崎の西川求林齋が町人嚢（四）。今日本のいかのぼりは。廣く大く作り。弓をつけて空に鳴ひゞくをよしとす云々。古のいかのぼりは烏賊の形に小く作りて。蔴の系をつけ。長閑なる春の日風ふくとなけれども。陽氣につれて二三丈ばかりに揚

て。小兒にひかしめて悅ばしむ云々。げにも古諺にみえたる紙鳶。小くて烏賊の形したり。」今も一種すがだことて烏を作る故からすだこととも云ふ。其外諸鳥の彩色したるもあり。管絲にてたこの數多くつなぎて。一すぢのすが絲にてあぐるものあり。此物江戶などには春の戲とすれ共。諸國他時に弄ぶところ多し。志保之理に三州吉田より遠州見付のあたりまで。五月五日家々大なる紙鳶を作りてあげ。端午の遊とす。大さ一丈餘方。費銀百四十匁。まづ四月の末より試にあげて。端午各家廣き處。或は河原へ出て美を爭ふ所の男女の集り見て酒肴を餔し。終日遊ぶといと賑なり。夏山雜談に。大坂などにては五六月。西國邊は七八月。兒童のもてあそぶなりといへり。續山井。いかのぼり木にかゝりければ「魚や木にのぼりのいかの糸ざくら。道宏」。江戶三吟「物の名のたこや古郷のいかのぼり。信德」。長崎歲時記二月條。此月より四月八日まで市中にて凧を放ち樂む。快晴の日は金比羅山などへ。行廚を携へ行てこれを放つ。風巾の製一ならず。ばらもん紙舞。箏肖ばらもん。入道はた。奴はた。百足ばた。蝶ばた。障子ばた。日本ばた。あこばた。かはほりばた。とんぼうばた。桐に鳳凰。海老尻。天下太平。天一天上。大吉等の文字を作るもあり。又つるはかしと云事あり。硝子を細末にして糊に和し。是を苧よま引つけ日に乾し。風巾にかけて放つ。硝子よまと云ふ。手元は常の苧よまなり。互にこれを以て町をへだて。谷をさかひて相かくる術の巧拙あり。よまとよまとすれあひ遂にきれ行を負とす。又た十日金比羅祭禮參詣群集す。麓の廣野に毛せんをしきべんとう携へ。大人。小兒凧をかけて勝負を爭ふ。此日市中のはた屋共。野中に假店をしつらひ。硝子よまはたを商ふ。人々これが爲めに數百錢を費すといへり。其凧の圖を見るにばらもんと稱するものは。もと蠻製と見ゆ。またさも思はれぬ。かはほりはたなども。同じ者と見えて。出島内の黑坊ども是を造りて海をへだて。市中の者とつるはかすをありといへり。はかしと云は奪ひ合をなり。其唐製のさまなる凧も見えたり。崎陽の俗多く家業に怠り。浮靡の樂のみ專らとす。因て此樂より爭論をなし。互に疵を蒙り。又は田畑を踏あらし。まゝ公に訴出る事などあり。他邦になき處。古來よりの土風となむ。無益いはん方なしといへり。賤緒手卷に。延享寬延の頃。凧を上るにさま〴〵の物すきをして。尤大凧あげたり。八ッ花形。九曜の星。蜈蚣などの形の凧をよくこしらへて家々にあげたり。畢竟は大人の慰にて。子供の所作にてはなしといへり。予が幼かりし頃までは。大なる凧に切ぬき凧とて種々に作り。其間を切ぬき透したる細工凧。またからくり凧とて傀儡師など作りたるは。箱の人形がはり舟辨慶のさまあらはる。又何の凧にてもよくあげ。また小く凧のやうにこしらへたるものありて。のぼせたる凧の絲にとほし。絲をしやくり上れば。凧の絲の庭まで上り行なり。是を猿をやるといふ。たとへば賴光など作りたる凧に土蛛をさるとし。上に行盡たる時急に絲を引て凧をとんと響かすれば。賴光の太刀拔て蛛を切るが如く。蛛より血の如き赤き紙垂れ。又た細に截たる赤紙飛出るなどする類なり。竹また鯨を用ひて機撥を作れり」と見え古來都鄙ともに之を弄び。殊に相模の厚木附近武州の原市町。上總。下總。遠江。土佐。伊豫の宇和島等にては。大紙鳶を揚ぐること古來の習はしとなり。維新前は江戶にても巨大の紙鳶を揚ぐること流行せしが。其後電信の架設ありてより。大紙鳶を禁ぜられ。大抵西の内二枚。二枚半。四枚位を限り。時には六枚位のものを揚ぐるもあれど。いと稀れなり。槪して紙鳶の流行は。維新前に比して稍々衰へたる傾きあり。【種類】先づ紙鳶の種類を擧ぐれば。相模厚木附近(角形大紙鳶)。武州原市町(同 〃)遠州(切拔紙鳶)。靜岡(五角紙鳶)。北海道(六角紙鳶)。名古屋(扇子形。赤白の一松。又は壽賀紙鳶。鳥又は人形)。越後(軍配形)。上州(角形)。阿波(與勘平形。又は角形)。武州川越(扇子形)。上總廳南(印半纏形)。常陸龍ケ崎(杯形)。下野太田原(鳶紙鳶)。豐州中津(蝙蝠及び飯蛸)。長崎(ケンエキ)此外東京及び各地方にて弄ぶ。細工紙鳶の種類を擧ぐれば。百足。行燈。舌出三番叟。杯形。獨樂。舞鶴に短册。蟬。蜂。蛇。美人。福助。相撲取。勇奴。酒買小僧。鳳凰などなるべし。【江戶の紙鳶揚げ】維新前江戶に於ては。紙鳶の流行中々盛んにて。毎年一月より二月へかけ。諸大名屋敷の者と。町家の子供。或は若者等と。紙鳶を搦まし合ひ。奪ひ合ひたる有樣。中々に目覺し。中にも神田筋違見附内。伊賀の屋敷の紙鳶揚げは。殊に面白かりしとなり。同屋敷の紙鳶には。通稱雁木と唱ふる絲切器械を附し。紙鳶の搦み合ひたるとき。之にて他の絲を切り。紙鳶を奪ひ取る仕掛けなりしを其後は大方之に倣ひて皆雁木を附する事とはなりたり。又此搦みし紙鳶は。普通のものと製法を異にし。至て粗製の角紙鳶なり。絲目の付け方は。中央の竪骨に四筋を附し。其他上部の兩端に。最と緩みたる絲目各一本宛を附し。以上六本の絲目の中。竪骨中央の絲目は。別段に太き絲を附し。此絲目と揚苧とを堅く結び合せ。他の紙鳶と搦み合ひたるとき。紙鳶の形は破損するとも。飽く迄も大骨を他に奪はれざる用心をなせり。左れは其頃屋敷者は。粗末なる紙鳶を揚げて。正月十五。十六日の兩日。藪入子僧等の揚ぐる。新しき紙鳶を奪ふこと尠なからず。去る代りに。某々屋敷の紙鳶が。町家の者に奪はれたるときは。大勢の子供又は若者等は。遠慮會釋

なく其屋敷の國名を呼びて。笑ひ囃すこと此上もなき樂みとせり。其場所は筋違の原。久保町の原。或は幸橋内等に於てしたりといふ。流行斯くばかりなりければ。諸大名屋敷出入の家根屋は。毎年三月に入れば。紙鳶の家根直しと唱へ。家根或は高塀等を修繕すること。例年の例として。職方の豫算に組入れ。屋敷方にても亦年々此家根直しに。七八十兩より百兩以上を費すの習はしなりしとぞ。扨雁木は。樫の木を刳め。其中に利刃を植えたるものにして。爾來絶えず用ひ來りしが。日清戰爭以來。新工夫の品を發明し。海軍雁木と唱へ。碇形の兩刃ものを賣出したる者あり。此品便利にて大に流行するよし。この搦まし紙鳶の大さは。大抵西の内二枚より二枚半位のものなりしか。其頃日本橋魚川岸。四日市。しんば邊の若者等は。毎年正月十五日過ぎより二月上旬に掛け。別に大紙鳶を打揚げたり。是は西の内二十五枚より三十枚。大なるは四十枚位のものさへありて。若者五人又は七人掛にて。大風に揚げたるは。殊に晴々しき業なりしとぞ。此紙鳶より喧嘩の始まること間々ありて。其果は出刃庖丁抔を閃めかし。血を見ざれば止まざりしこともありしとなり。又大店向きにて男子の出產あるとき。出入の者より大紙鳶を贈らるゝ場合には。之を幸紙鳶と稱して。一家の喜び一方ならざりしと。【王子の紙鳶市】古來王子稻荷の初午には。江戸紙鳶商の。同所に出店する者。甚だ多かりしとぞ。尤も江戸にて紙鳶賣れ行くは。暮より正月に掛けてなれば。初午頃には最早や賣れ行くべき見込なきより。當年の賣れ殘り。或は前年の貯へ品等を。重に持出したるものなれども。其景況は中々盛なるものなりしと。【厚木町の大紙鳶】相州厚木町及びその附近の地は。古來有名の大紙鳶を製造する所なり。何れも角形紙鳶にして。其大さは竪二間位より。三間。四間位のもの多く。最も大なるは竪七間位のものもあり。扨一村の若者打寄り。南北に開けたる廣き田圃に持出して之を揚げ。家々よりは酒又は蕎麥などを持寄り。風除の日溜りなどにて見物す。左れば厚木町近傍の者は。自然大紙鳶の製造に熟練し居るが故に。上總。下總又は其他より。製造方の依賴を受け。態々出張して製造する事も往々ありと云ふ。今四間の紙鳶一個の製造費を聞くに。骨用の竹二圓。靑麻五十錢。上等細川紙張手間。繪書手間等總て九人手間を要し。この費用十二圓位に上るが上に。製造者の出張旅費をも仕拂ふをなれば。其費用の多き。驚かる程なりといふ。【長崎の紙鳶會】前記各種の紙鳶の中。其製作の異なると。遊戲の方法の面白きは。別けて長崎地方なるべし。その紙鳶は長崎にてはハタ。東京にてはケンエキ。豐前中津にては蝙蝠。又は之に類したるを飯蛸と稱し。大阪地方にては朝鮮凧と唱ふるものにて。製作法は孟宗竹を能く枯し。之にて十字形の骨を作り。此上に紙を張りて。紺土佐の紙を種々の形に張り出すものにして。大なるは六尺四方より。小なるは一尺四方位あり。之に用ふる絲は。ビイドロ引と稱し。硝子を細末とし。餅糊にて練たるを絲に引き。紙鳶の絲目より數間の間此絲を附し。所謂搦まし合ひの時。敵に切られざる用心をなすなり。或は針金を使用するものあれども。是等は卑劣の所行とて擯斥せらるゝとぞ。扨紙鳶會とて。毎年三月十日。十五日。二十日の三回を期し。十日には文筆峰。十五日には風頭山。二十日には浦上新田にて揚ぐる例なり。又同月三日。四日の兩日は。市中の屋上又は物干にて揚ぐるものあり。電信の架設ありてより。市中にては。昔に比して頗る衰へたりといふ。却說紙鳶會の當日は。市中の男女夫れ〳〵盛裝して酒肴を携へ。其場所に集ひて。飽迄傲驕を示すを以て例とす。中等以下の人と雖も。多くは藝妓抔を携へ行く程なり。斯くて時間を計りて紙鳶を飛ばせば。各町近鄕より出會ひたるもの皆續て之を打揚げ。互に紙鳶絲を交叉して。其絲の切斷され飄落したる方を敗とす。此時勝ちたる方は一度に鬨の聲を擧げて之を誇り。切斷されたる方は。他人が縦に其紙鳶を拾ひ取るに任せ。決して之に抵抗せず。若し之を拒めば。咨嗇の嘲を受けて。其町内に恥辱を與へたりとせらるゝなり。其切斷されたる紙鳶の。飄々として落ち來るときは。人々之を拾ひ取らんとて。長竿の先に枳殼を附して。西に驅せ東に去り。或は屋上に登り。樹頭に攀ぢ。吾こそ搦め取らんと爭ふ樣。此上もなく面白し。尤も其拾ひ方にも一定の法あり。即ち數名同時に一個の紙鳶を拾ひ得たるときは。其紙鳶の絲の切れたる絲端を握りたるものが。此紙鳶を得る例にして。若し此際苦情の生じたるときは。現場に於て其紙鳶を立どころに破毀するなり。左れど動もすれば一場の紛擾を惹起し。互に意趣を含みて容易に和解せざることあり。上記長崎歲時記に載する所。其盛況と失費の多き有樣を察すべし。扨其紙鳶の張方の重なるものを記せば。左の如し。

井桁	ハ	へ	尻山形	きり餅	山形	井桁崩し
二重縞	丹後縞	尻饅頭	龜の甲	鯨の皮	一重縞	
一の字						

右の外蝙蝠に月等の形あれども。是は素人紙鳶なりとて。紙鳶通の荀くも取らざる所なりとぞ。【壽賀紙鳶の海外輸出】壽賀紙鳶は。元名古屋地方に於て弄びたる。紙鳶の一種なるが。横濱開港以來。貿易雜貨商より。種々の紙鳶の見本を外人に出し

たるに。米國人及び伊太利人の意に適し。爾來年々數多く輸出する事となりたり。其寸法に五種あり。即ち竪二尺。尺六寸。尺三寸。尺二寸。八寸等にして。中にも尺三寸もの。注文中の半を占め。二尺もの十中の二三なり。其形は圖中のスガ凧にして。鳥の形。美人の形などあり。去る十七八年頃には。其數三四十萬位の注文なりしが。近年は重に米國行多く。年々十萬内外の輸出ありと【東京の紙鳶問屋】にては。維新以來其賣行き頓に減少したるが。古來引續き紙鳶を取扱ひ居るは。日本橋區青物町の林善兵衞。小傳馬町の大森儀兵衞。牛込天神町の上總屋市兵衞。馬喰町の中島屋。淺草の吉野屋。日野屋清七。聖天町の中村屋元次郎等なり。中にも前記壽賀紙鳶の元祖は。神田柳原川岸の長谷川久美之助なるよし。（以上一部は三十年一月十七日時事新報に據る）。

ダザイフ　太宰府。筑紫は外藩の衝に當るを以つて。其の覬覦に備へむが爲め。往昔太宰府を筑紫に設け（カイバウ參看）。帥以下の官を置き。以て九國二島を總管せしめ。兼て蕃客等の事を掌らしむる所たり。而して其廢置の年代の如きは。今之を詳らかにする能はず。下文職官志に未レ詳三創レ之在二何世一といひ。又其言に及二大寶制一令。筑紫獨置二太宰府一。故直稱二太宰一不三復言二其地一。天平十四年正月勅廢二太宰府一。同十五年十二月置二鎭西府一。筑紫由レ是稱二鎭西一。蓋因二其舊府一改レ名爾。同十七年六月復置二太宰府一云々と見えたれとも。是れ亦前後廢置の年代未た詳らかならさるもの丶如し。太宰府（和名鈔。太宰府在二筑前國御笠郡一）。按。筑紫邊二西海一。有二戎狄非常之虞一。故置二太宰府一以爲レ鎭焉。蓋其來久矣。但未レ詳三創レ之在二何世一（推古帝十七年。筑紫太宰奏上云々。此其所三初見二於史一）更考レ之。王人奉レ使治二韓地一謂二之宰一。其居謂二之府一 日本府是也。在レ我謂二之内官家一）當二崇神帝之季年一。有二大加羅國一。阻二西海一。去二筑紫二千餘里在二新羅西南一。每爲レ之所レ偪。於レ是欲下獻二地於天朝一以免中其患上焉。乃遣二王子蘇那曷叱智一來貢請レ命。至則帝既崩。垂仁帝新即レ位。蘇那曷叱智遂留仕焉。有レ年矣。及二其歸一。天皇詔レ之曰。汝之來在二先帝之世一。今以二其志一追取二先帝之號一（御間城）。號二汝之國一曰二彌摩那一。彌摩那即是任那（音通也）。先時任那所レ獻曰二己汶一。既而置二宰府一。遣二將軍一鎭二其地一焉。於レ是乃賜二其王亦絹百匹一。厚賄二蘇那曷叱智一遣二歸之一。新羅人抄二剽諸海路一。自レ是二國益惡。歷二景行。成務。仲哀一。史不レ書二其事一略レ之爾。仲哀帝二年。幸二越之角鹿一。營二行宮一。蓋欲下西征伐二新羅一討中其侵上任那上。會筑紫熊襲爲レ亂。將レ伐レ之。遂南巡二紀國一。浮二于海一如二穴門一。八年親伐二熊襲一弗レ克。中二流矢一而病。九年遂崩二于筑紫一。皇后氣長姫方娠。猶有レ意二西征一。乃與二大臣武内一謀。秘二其喪一別遣レ將伐降二熊襲一。而親伐二新羅一大克レ之。其餘威以服二百濟。高麗一。致二朝貢一。因置二内官家一。所レ謂三韓是也。欽明即位之初。勅二百濟一以復二興任那一。且歸二其賜地南韓一以屬二任那一。百濟已畏二新羅一 乃戍二南韓一以爲レ固。不レ欲レ歸レ之也。然於二任那一勢爲二齒脣一。爲レ之勤勞蓋亦至矣。雖レ然考二其時一則新羅日偪。高麗時寇。安羅加羅有レ貳二心於新羅一。府宰旱岐不レ同二志於百濟一（凡屬國之君長號爲二旱岐一）以レ故無レ功。任那府不レ克レ復。至二二十三年一卒爲二新羅一所レ滅也。帝臨レ終命二太子一以下伐二新羅一復中任那上。故敏達有レ志三於興二任那一。會百濟亦蓄二異志一已得二南韓一取二己汶一。如下食レ糠及上レ米。遂馴二致無レ饜之欲一。復將レ求二筑紫一。其遠宰（官名）日羅火人也。帝聞二其賢而有一レ勇。召而謀レ之。韓人送レ之者以三其泄二陰事一夜刺レ之。而其圖亦止。萬一百濟成二其圖一。自二筑紫一蠶二食内地一。則國家殆其不レ安。幸日羅雖レ死用二其言一而我有レ備。任那雖レ不レ復。而三韓奉二朝貢一猶不レ違レ舊。是以不二敢討一。又心不レ忘二於任那一。而勢有二不可一。於レ是乎建二其府於筑紫一。是爲二筑紫太宰府一。命二其長一爲レ帥（孝德帝大化二年。左二遷蘇我日向一爲二筑紫太宰帥一。帥之號亦已久矣）。稱號二筑紫帥一。昔時不三唯筑紫有二太宰一。吉備亦有レ之。帥或改名爲二總領一。而有二筑紫。周防。吉備總領竝拜一。及二大寶制一令。筑紫獨置二大宰府一。故直稱二太宰一。不三復言二其地一」天平十四年正月勅廢二太宰府一。斥二其物于筑前國司一。蓋懲二於少貳藤原廣嗣以レ府反而九國之兵屬一レ爲也。然邊要豈得三遂無二是雄鎭一哉。乃以二十五年十二月一置二鎭西府一焉。筑紫由レ是稱二鎭西一。蓋因二其舊府一改レ名爾。十七年六月復置二太宰府一。貞觀十五年十二月以二其請一置二警固田府儲田一」。令下以二太宰府一帶中筑前上。是以其於二國治一。或別或隷（寶龜二年十二月。罷二筑前國司一隷二于太宰府一。國之隷二于府一。而其所二經見一。於レ史僅是已。據レ此自餘可二推考一）。而延曆十六年廢二國司一以隷二之于府一。大同三年五月以二其不一レ宜レ事省二府之監典一。復置二筑前國司一矣」乃如二府官之秩限一。自二寶龜十一年八月一已定以二五載一。其比二諸道一加レ一焉。以三遠居二邊要一已警二不虞一兼待二蕃客一。故爲レ之省二交替之費一以爲レ儲焉。是亦時措之宜也。」職原鈔云。自二中古一之例。以二正帥一擬二親王官一（不三敢預二職事一）。知府務之人任レ權也。諸臣亦有レ時乎。任レ正。但其大臣左遷任二權帥一。而猶不レ令レ知二府務一（凡權帥左遷。於二右大臣一。在二天平寶字一。藤原豐成。在二延喜一菅原道眞也。其於二左大臣一。在二安和一源高明也。其於二大納言一。在二長德一。藤原伊周也。其於二前關白一。在二治承一。藤原基房也）。自三官失二其職一。蓋少貳氏以二其世官一任レ職焉（少貳氏家譜。其先武藤氏。自有二名賴兼者一任二少貳一。而子孫世襲二職位一。因更以二少貳一命レ族。賴兼孫資賴。以レ善二於騎射一有レ寵二于鎌倉源大將一。從征二陸奧藤原泰衡一有レ功。爲二筑

後守。貪嚴門。資賴五世孫貞經。建武中黨于足利氏佐逆謀。故其子孫世隷焉)。然而承制於所謂探題。視猶古之帥(東鑑建治元年。鎌倉置九州探題。以北條實政爲之。弘安六年以蒙古之患。令實政爲長門警固。太平記有長門探題。蓋自有此警固。遂改其號爾)。亦時之勢也。」管司一日。防人(持統帝三年二月詔。筑紫防人滿年限者。據此有防人久矣。但置司蓋自大寶始。其廢之未詳在何世)。

【太宰主神(カンツカサ)】正七位下(職原鈔不載未詳廢何世)。【太宰帥】一人三品從三位(職原鈔有權。和銅元年三月。勅太宰府並三關及尾張。始給傔仗。帥八人。大貳及尾張守四人。三關國守二人。其考選事力及公廨田並准史生。養老二年五月禁三關及太宰陸奧國司傔仗取白丁)。【大貳】一人正五位上(類聚三代格。延曆二十五年二月改爲從四位下官。職原鈔云。有權帥則不任大貳。任大貳則不任權帥。雖是無謂。例已久矣。秘鈔云。權帥若大貳。以其一人知府務。故任權帥時不任大貳)。【少貳】二人從五位下(職原鈔有權)。【大監】二人正六位下(紀略大同元年五月。加大少監大少典各一員。類聚三代格。三年五月置筑前國司。乃除所加員以補其官)。【少監】二人從六位上。【大典】二人正七位上。【少典】二人正八位上。【大判事】一人從六位下(太宰判事不見于延喜式。蓋當時已廢)。【少判事】一人正七位上。【大令史】一人大初位上。【小令史】一人大初位下。【大工】一人正七位上(延喜民部式謂之主工)。【少工】二人正八位上。【博士】一人從七位下(主城見于延喜主稅式處分公廨條。而次在陰陽師上。未詳置何世)。【陰陽師】一人正八位上。【醫師】二人正八位上。【算師】一人正八位上。

【太宰主神】掌諸祭祀事(集解朱氏云。包九國二島之祭皆掌焉)。【太宰帥】掌祠社。以祈福祥。司民之簿帳。以課農桑。而糾察所部。其城牧案之。其田宅理之。其孝義旌之。其貢擧知之。其訴訟聽之。其良賤辨之。待蕃客。供饗燕。謹烽候。受歸化。勘租調。儲倉廩。錄馬牛(通公私)。問闕遺。凡郵驛傳馬徭役過所悉皆與焉。大貳。少貳爲之貳而從事焉。監掌糾判府內。審署文案。勾稽失。察非違。典掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。【判事】掌按覆犯狀(義解云。謂管國所申犯狀)。斷定刑名。判諸訟爭。令史掌抄寫判文。【主工】掌城隍舟檝戎器及營作之事。【博士】掌教授經業。課試諸生。【陰陽師】掌占筮相地。【醫師】掌診候療病。【算師】掌勘計物數。【防人司】(天平寶字元年閏八月。勅曰。太宰府防人。頃年差坂東武士。路路之邦輙苦供給。防人產業亦不辨。

【防人正】一人正七位上。【佑】一人正八位上。【令史】一人大初位下。【主船】一人正八位上。【主厨】一人正八位上。【史生】二十人。【防人正】及【佑】掌防人名帳戎具校閱。及食料田之事。主船掌修理舟檝。(義解云。於大工職掌云舟檝者。即其所新造。故此司唯掌修理)。【主厨】掌醯醢葅醬鼓鮭魚等之事」と見ゆ。以上に於て其制度を知るべし。

ダシ　樂車。(サイレイ及びバカバヤシを見よ)

ダジヤウクワム　太政官は。諸省の上に在て。萬機の政を統轄するの官なり。又辨官とも云ふ。明治の初各省を併せて太政官と稱す。二年始めて古制に復し。神祇官。太政官及び省。院。臺。使等を置く。古來の沿革。大寶令。職原鈔を始。有職の書に記す所極めて詳なり。而して大日本史職官志載する所。簡にして要を得たり。今これを下に抄す。太政官。即古大臣大連之職。自武內宿禰。大伴武持以來。大臣。大連並知大政(職原鈔)。孝德帝改制。更置左右大臣。天智帝始置太政大臣(日本書紀)。及大寶修令。定爲太政大臣一人正從一位。師範一人。儀刑四海。經邦論道。燮理陰陽。無其人則闕。左右大臣各一人正從二位。掌統理衆務。總持綱目。兼彈正糾正不當者。凡上之逮下天子曰詔(又曰詔書)。大事用之。曰勅(又曰勅旨)小事用之。三后太子曰令(又曰令旨)。太政官下諸司曰符。下之達上。大事曰論奏。次曰奏事。小事曰便奏。啓三后太子曰啓。諸司上太政官。及下官申上官曰解。諸司相移曰移。內外主典以上申諸司曰牒。內外雜任以下申諸司曰辭(令義解)太政官總統八省諸國。天下政事悉決焉。行詔勅下官符。故號稱都省(令義解。職原鈔)。凡大祭祀。支度國用。增減官員。斷流罪除名。廢置國郡。差發兵馬。用藏物。勅授外授五位。律令外應議者。並論奏(令義解)。【大臣】凡諸王任太政大臣。不得以親王爲左右大臣。諸臣任太政大臣。則不得以諸王爲左右大臣。親王任左大臣。則諸王得爲右大臣。但諸臣不得與親王並位(延喜式)。【太政大臣】位百寮之上。左右大臣次之。號曰三公。輔導天子。以行天下之大政矣(參取令義解。職原鈔大意)。初天智帝以後。太政大臣皆以皇太子爲之(日本書紀。公卿補任)或以親王知官事。不必置本官。及稱德帝寵僧道鏡。授太政大臣。人臣任本官。是爲始(續日本紀。公卿補任)。【攝政】其後藤原朝臣良房以太政大臣攝政。其子基經又以左大臣攝政。萬機皆關白基經。自是攝政關白。竟爲官名。而大權盡歸焉。凡昇是職者。雖左右大臣。亦居太政大臣之上。號曰一座。又曰一上(又一人)。言位極人臣也。有職問答。太政大臣

に任せらるゝは多く。清華の家なりとも。又太政大臣は攝政關白と兼任するとあるも。大將にして兼任するとなしとす。及三源賴朝執二兵馬之權一。則攝關三公。名存實廢。而王政不三復行二於天下一也。(參二取三代實錄。職原鈔。東鑑一)。【內臣。內大臣】內大臣一人正從二位(職原鈔。官職難儀。按。諸書無下確二指內大臣位階一者上。蓋以三其非二正官一也。官職難儀云。以二正從二位一爲二相當一。今姑從レ之)。令外官。孝德帝置二內臣一。以二中臣連鎌足一爲レ之。至二天智朝一。進爲二內大臣一。位二大織冠一。班二左右大臣之上一。輔二贊朝政一。其任甚重矣。光仁帝時。藤原朝臣良繼及魚名。皆歷二內臣一陞二內大臣一。遂二鎌足故事一也。然位班二左右大臣之下一。其權勢不レ同二天智之時一矣。以三其非二常官一。故廢置不レ一矣(職原鈔。公卿補任。續日本紀)。【准大臣】一條帝寬弘中。始以二藤原伊周一爲レ之。位在二大臣下。大納言上一。故號曰二准殿臣一。又稱二儀同三司一。是後朝廷每置二此官一。以待下公卿沈滯。不レ得レ進二三公一者上。位與二內大臣一上下不二一定一矣(職原鈔。官職難儀)。【大納言】四人(按四人與二下文慶雲中所レ省數一不レ合。本書蓋依二舊文一不レ改也)。正三位。掌下參二議庶政一。敷奏宣旨。侍從獻替。大臣闕則代行中官事上(令義解)。初天智帝置二御史大夫一。帝大友元年。改爲二今名一(公卿補任)。文武帝慶雲二年。勅曰。大納言職比二大臣一。位超二諸卿一。任重事密。官員不レ足。宜下省爲二二人一。置二中納言三人一。以補中其闕上(續日本紀)。淳和帝天長九年。置二權大納言一(公卿補任)。宇多帝制。大納言。中納言。皆勿レ得レ過二三人一(官職秘鈔引二寬平遺誡一)然其制不レ定。至二高倉安德朝一。則有二大納言八人。中納言十人一。後鳥羽帝建久中。定爲二大納言六人。中納言八人一。後醍醐帝亦遵二用其制一云(公卿補任。官職秘鈔。職原鈔)。【中納言】三人正四位上。令(續日本紀)不レ詳二其剏置一。持統帝時。已有二中納言一(日本書紀)。按。伊呂波字類鈔。天武朝有二中納言一。然見二于史一者始レ此。而職原鈔。帝王編年紀等諸書。據レ此爲二持 六年始置一。唯弘仁歷運記云 置年未レ詳。其說爲レ是。故今從レ之)。及二文武帝大寶元年一廢罷。慶雲二年復置。以爲二大納言副一。掌二敷奏宣旨待問參議一(續日本紀)。孝謙帝天平勝寶八年。置二權中納言一(公卿補任。伊呂波字類鈔爲二元年一。官職秘鈔。職原鈔云。天歷以後權官漸增。至二承安元年一有二十人一。建久中定爲二八人一。後醍醐帝又依二其制一。然終不二一定一也)廢帝寶字五年。陞爲二從三位官一(續日本紀)。【參議】八人正四位下(按拾芥鈔。多多羅問答。作從四位上)令外官。掌レ參二議官中之政一(職原鈔)。文武帝大寶二年。使三從三位大伴宿禰安麻呂等五人參二議朝政一。參議始二于此一(續日本紀)。平城帝大同元年。置二六道觀察使一。以二參議一兼レ之。尋增爲二八道一。廢二參議之號一。稱二觀察使一。以察二國郡之治一。嵯峨帝弘仁元年。罷二觀察使一。復二參議一。參議置二八人一始二于此一。因號曰二八座一(日本後紀。日本紀略。公卿補任。職原鈔。參二取文德實錄一。按公卿補任。和銅二年。以二長屋王一爲二非參議一。非參議始二于此一也。又按大同元年。藤原葛野麻呂爲二權參議一。吉備泉爲二准參議一。竝見二公卿補任一。姑附二于此一)。陽成帝元慶六年。式部省言。參議之官。考祿無レ法。官位不レ明。以二其不定一爲二職事一也。請新定二官位考祿等式一。以爲二職事官一(菅家文草)。然其議竟不レ行矣(職原鈔)。【少納言】三人從五位下。屬二侍從員內一。掌下奏二宣小事一。出二納鈴印傳符。飛驛函鈴一。兼監中官印上(令義解)。平城帝大同三年。增二少納言一人一。明年復加二一人一。(日本後紀)。嵯峨帝弘仁四年。公卿言。檢二職員令一。少納言三員。中監物四員。少監物四員。而大同中量事繁劇。令員之外。加二少納言一員。中監物一員。少監物二員一。古今異レ宜。增減隨レ時。請省二減所レ加。一依二令條一。許レ之(類聚國史)。少納言原爲二要職一。及三嵯峨帝置二藏人一。其權轉歸二藏人一。唯掌二鈴印等事一矣(職原鈔。續日本紀。延曆四年藤原乙叡爲二權少納言一。權官此外無レ所レ見也)。【大外記】二人正七位上。少外記二人從七位上。掌下勘二詔奏一。及讀二公文一。勘二署文案一。檢中出稽失上。【史生】十人(令義解)。使部四十三人(延喜式)。桓武帝延曆二年。太政官奏。外記一官。頃年職務繁劇。詔勅格令。由レ是而出。請進二其官品一。以二大外記一爲二正六位上一。少外記爲二正七位上一。從レ之(續日本紀。類聚三代格。按職原鈔云。大外記近世陞爲二五位一。姑附二于此一)。【三局】太政官中實有二三局一。少納言。左右辨官是也(職原鈔)。及三後世。左大史兼掌二左右局事一。謂二之官務一。外記上首行二少納言局事一。謂二之局務一。故號稱二兩局一矣(參二取令義解。職原鈔一)。少外記後世置二權官二人一。而大外記爲二淸原。中原二氏世職一(伊呂波字類鈔。職原鈔。淸原系圖。中原系圖)。【左右大辨】各一人。從四位上(。據二日本書紀。及采女竹良碑一。天武朝已有二大辨官一。然史不レ載二其始一。姑附二于此一)。左管下中務。式部。治部。民部。受二付庶事一。糺二判官內一。署二文案一。勾二稽失一。知中諸司宿直。諸國朝集上。右管二兵部。刑部。大藏。宮內一。餘同レ左(令義解)。凡諸司所レ言庶務。辨官皆申二太政官一。若申二數事一。各先二神事一(延喜式)。左右中辨各一人正五位上。左右少辨各一人正五位下。所レ掌竝同二大辨一。左右大史各二人正六位上。左右少史各二人正七位上。左右史生各十人(令義解。續日本紀云。和銅五年。加二左右史生各六人一。日本後紀云。大同四年。復加二各四人一。延喜式。作二各十八人。權各二人一)。左右官掌各二人。掌下通二傳訴者一。檢二校使部一。守當官府。廳事舖設事上。省掌。臺掌。職掌。府掌。寮掌。國掌。所掌皆如レ之。左右使部各八十人(延喜式。作二各三十人一)左右直丁各四人(令義解)光仁帝時。中辨。少辨。各置二權官一。號曰二八辨一。後省二一人一。謂二之七辨一(參二取官職秘鈔。職原鈔一)。自下一條帝時。小槻宿禰奉親爲二左

タシヤ
タシヤ

大史一掌中官務上。子孫世ニ其職一。號曰ニ觿家一（參ニ取官職秘鈔。職原鈔。小槻氏系圖一。」巡察使。掌レ巡ニ察諸國一。不ニ常置一。權以ニ內外官清正著聞者一爲レ之。凡巡察事條。及使者員數。皆臨時量定（令義解）。天武帝十三年。遣ニ使於東海東山等六道一。判官史各一人。巡ニ察國郡司治狀一。持統帝八年。遣ニ巡察使於諸國一。巡察使始ニ于此一（日本書紀）。爾後朝廷常遣レ使詢ニ訪風俗一。檢ニ察政迹一。每道各一人。故號曰ニ八使一。（續日本紀。類聚三代格）。自ニ天長一後。朝廷稍忘ニ民政一。蓋不ニ復任レ使也（日本紀略。本書天長二年任レ使後。史無レ所レ見）。」さて清和天皇攝政を置き。宇多天皇關白を置かれ。そのゝち藤原氏政權を執るに及び。大寶の制漸く壞る。武臣兵馬の權を執り。遂に古の官制は有名無實のものとなれり。明治革新の始廢れたりし官省を再興し。後また時勢を酌量し內閣以下諸省を置かるゝ事。人皆知る所のことし。

ダジヤウテンワウ　太上天皇。　天皇御位を皇太子に讓り給へる後の尊號を太上天皇と申す。畧して太上皇また上皇なと申せり。御座所を仙洞御所と申す。法體にならせ給ふを法皇と申す。崩し給ふを登遐と云ふ。太上天皇二人まします時は本院。新院と區別す。三人まします時は。一院。中院。新院と申す。讓位の條參看すべし。神皇正統記（持統天皇の條）に。天皇天下を治めたまふこと十年。位を太子にゆづりて太上天皇と申しき。太上天皇といふことは云々。むかしその例なし。皇極天皇位をのがれたまひしも。皇祖母の尊と申しき。この天皇よりぞ太上天皇の號ははべりける」と見えたり。嵯峨天皇位を淳和天皇に讓り給ふの後。淳和天皇また仁明天皇に讓りしかば。淳和を後の太上天皇と申す。是後太上皇の號の始也。宇多。醍醐の時その外源平の頃には此例多し。又官位訓に。群臣の太上天皇に對し奉る狀を記して曰く。烏帽子狩衣にて院の御所へ參り給ふ公家衆を。御位も卑きやうに田舍の人の思ふは淺ましき事也。たとひ大臣。大納言にても。院へ參り給ふ時は。冠は着給はぬ也。御位をすべり給ふ後に。尊號定あり。次に布衣始とて。御烏帽子をめさるとかや。次に北面始とて。彼輩をさしをかるゝ也。去かれは院に伺候の公家衆冠着給ふべきやうなし。君も御烏帽子なればなり。今日の憲法に於ては。天皇の讓位を認めさるか故に。太上天皇なるものなし。

タスキ　手襷。古事記（神代卷）に。天宇受賣命。手ニ次ニ繫天香山之天之日影一（タスキニカケテ）（ヒカゲヲ）而云々とあり。手次といふものゝ書に見えたる始也。本居氏曰。次の字を書くは。次を古言に須伎（スキ）とも云へればなり。さて此に手次に蘿（ヒカゲ）を用ひたりしこと。書紀も古語拾遺も皆同しことなり。かくて後世まて神事は全（モハラ）此段の故事に因て。萬つを用らることなるに。後には日蔭手次といふことは凡て物に見えす。手次にはたゞ木綿（ユフ）を用らる。（木綿手次は。かの允恭の卷に始て見えて。後世は常のことなり。）日蔭は便あしき故にや。又日蔭にて爲るをも。古は木綿手次と呼しにや云々」。嬉遊笑覽云。手すき前たれ。外宮儀式帳に。木綿手次前垂懸氏天神日蒙氏云々。あるは。ゆふだすきの前に垂るゝをいふなり。和名抄に。式文を引て襷をタスキと訓り。袖をかゝくる由の和字なるべし。書紀には手繦とあり。字鏡に頁兒帶とありて。スキと訓り。本居翁云。スキといへるをもとにて。袖をかゝくるをタスヤといふなるべしといへり云々。すべて手すきは業する人の懸るものにて。膳夫のことを。祝詞に手繦挂伴男といへるがことし。又貞丈雜記に。たすきの事。源氏薄雲卷云。たゞひめきみのたすき引ゆひ給へるむねつきぞうつくしけさそひて見え給へる云々。和名抄云。むかしはおさなき人小袖をばきず。天武天皇十一年三月詔して。膳夫采女等手強（タスキ）肩巾並に服する勿れと。たすきといふ物をきたる也。猶秘說あり。枕草子美しき物の篇云。たすきかけにゆもたる。こしのかみのあろうおかしけなるも。見るにうつくし云々。春曙抄云。是も兒のさまなるへし云々。藻鹽草十八卷云。たすき舊例男女ともに着袴の時は小袖をばきず。襷をば用る也。一條院の御はかまぎより始て。御小袖を着し給へるなり。たすきは白絲の綾にあふひ裏白平絹なり。三幅懸緖のひろさ三寸帖之。大略如打數云々。治承四年。東宮安德御着袴の時。着御の樣存寄の人なきによりて。さたありて用られたれ共。着御はなかりしと云々」按するに。此たすきは前に云ふ手次とは異なるべし。

ダタイ　墮胎。昔は都鄙共に公けに墮胎を行ひ。又田舍に依りては兒の產るゝや否。之を壓殺して。之を間引くと云へり。產婆の墮胎を幇助するは勿論。常人の方法を行ふ者多し。德川氏の頃。江戶京橋具足町（河合牛店の前あたり）に墮胎藥を賣る家あり。胎兒五月以上なれば證人ある場合に限りこを賣れりと云。雙兒三兒を生みたる者に乳母の料を給すると德川氏の時より以來行はれしは（明治になりても數年間ありき）墮胎及び壓殺を防ぐ爲なり。我刑法は第三百三十條以下懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したるものは。一月以上六月以下の重禁錮。墮胎せしめたるものは同罪とし。之により婦女を死に致したるものは。一年以上三年以下の重禁錮。醫師。產婆。藥商の此罪を犯したる者は一等を加へ。威逼詐騙して墮胎せしめたるものは。一年以上四年以下の重禁錮。懷胎の婦女たるを知り毆打其他暴行を加へ。因て墮胎に至らしめたるものは二年以上五年以下の重禁錮に處し。其墮胎

の意に出てたるものは輕懲役。之によりて癈篤疾に致したる者は。毆打創傷の本條に照し其重きものを科す。唯醫術上に於て分娩不能なるものは。止むを得ずして早產。截體術を行ふを許す。今日醫學上にては骨盤の内徑六十五ミリメートル以内のものは之を許すとせり。是母體生存上止むを得ざるに出づればなり。(ケイバツ及びチケイを見よ)。

タタキバナシ

敲放しは。幕府時代刑罰の一方にて。輕罪に用ゆ。我衣に享保比の記事の條に。其比卑き者は身上くらしに苦められ。法外のたくみを致すゆゑ。罪科者も多し。是に於て元文刑罪の儀一段輕く成り。大罪は小科に轉し。小科は死をゆるさる。此時より敲放しとて刑鞭のを始る。夫故に死罪の者刑鞭にて免さるゝと心得。盜賊の類多し云々(ケイバツ參看)。

タタミ

疊。古通して帖と書けり。疊は已に神代に見えたり。古事記(綿津見宮の段)に美智皮之疊敷八重。亦絁疊八重敷其上云々と見ゆ。傳に疊は白檮原宮段大御歌に。須賀多々美。伊夜佐夜斯岐氏。倭建命御歌に。多々美許母。幣具理能夜麻能云々などありて。いと〳〵古き名なり。皮を以て疊とせる例。弟橘比賣命の海に入坐處に。以菅疊八重。皮疊八重。絹疊八重一云々。また萬葉に韓國乃。虎云神乎生取爾。八頭取持來。其皮乎。多々彌爾刺。八重疊云々などのごとし。さて皮疊絁疊などあるを以て見れば。上代には氈茵などのたぐひをも。凡て多々美と云りしなり。右の白檮原朝の大御歌に。菅疊を敷て二人御寢坐しよしあれば。敷て寢る物をも疊と云しことを知らる)和名抄に。疊。名和太々美(此ころに至りては疊と云は。今世にいふ疊にて。皮絁なとのをば疊とはいはず。さてその疊に又品々あり。長帖。短帖。狹帖。半帖。又厚帖。薄帖などあり。帖の字は疊と音を通はして用るなるへし。又其端に暈繝端。錦端。兩面端。布端。緣端。黃端などくさ〴〵あり。掃部寮式などに委く見えたり。海人藻芥に。疊事。帝王院繧繝緣也。神佛前半疊用二繧繝緣一。此外更不レ可レ用者也。大紋高麗緣。親王大臣用レ之。以下更不レ用レ之。大臣以下公卿。小紋高麗緣也。僧中僧正以下。同有職非職。紫緣也。六位侍。黃緣也。諸寺諸社三綱等。皆用二黃緣一云々。四位。五位雲客。用二紫緣一也)といへり。今の疊の緣は。宮室にて高麗緣。茶席などにて黃緣。通常の家にて黑緣にて。普通巾一寸とす。京間の疊には一寸二分あるべし。茶室又は風流向の座敷は七分なり。和漢三才圖會云。本朝式云。掃部寮長疊短疊。按疊重也厚也。重疊之義也。用レ稾緊括踏堅厚一寸餘。粗縫固謂二之疊牀一(太々美乃止古)以レ薦爲レ裏以二繭席一爲レ表。表席出二於【備後】一者爲レ上。備中。備前次レ之。江州又次レ之(江州亦有二拔群之上席一)。丹波雖レ卑性剛靭也。凡備州之莞短細故。席皆織レ半而織目有二六十一。而織目有二六十六疇一。江州。丹州之莞長而不二中織一。禁裏御疊長七尺(横即長之半裁)厚二寸二分。三公及門跡御疊長六尺六寸。厚一寸八分。吉野高野兩山亦用レ之。故呼曰二高野間一。畿内民家疊長六尺三寸。厚一寸七分。謂二之京間一。關東民家疊長五尺八寸。厚一寸六分。謂二之田舍間一。」【琉球筵】以二莎草一織レ之。剛靭耐レ久。又名二御倉筵一(御倉者琉球島之名)出二於豐後府内一者似二琉球筵一。而薄其色微青。故呼曰二青琉球一。同州木付。田深亦出レ之。而不レ佳。其織線菌麻也。値二極暑一則脆絕(市尾者樹之皮似レ苧)。【茅筵】(知波無之呂)出二於豐後府内一。取レ茅浸二溫泉一令レ軟織。」【繧繝緣。高麗緣】貞丈雜記に云く。疊のへりに繧繝緣と云ふは。白地に色々の糸を以て花など織りたる織物にて。へりをするなり。例へば赤き糸にて花を摺れば。花の廻りを薄き色にて細く緣を取り。又其外は一段うすき色にて緣を取るなり。其外の色も是に准じ知るへし。貞丈云ふ。繧繝は本字暈繝也。暈繝は錦の名なり。色々の糸を以て文を織るなり。文の形は不定なり。暈は日月の暈と云ふ字なり。かの錦の文の廻りに同じ色にて濃き色と中色と薄色とを重ねて三重に緣を取りて織る色。日月の回りの暈の如くなれば。暈繝錦と云ふなり。高麗緣は綾なり。白地に文をは黑く織るなり。是も紋は不定。雲形。菊形など。其外不定なり。白き麻布に黑く文を染たるは。彼の綾を似せたるなり。高麗べり。平人の用ふるものに非ず。禁裏。將軍そと向きに用之。御座は繧繝へりなり。また云。疊の事。三中口傳云。繧繝端の帖。京筵裏に白布を付て。其上に白生の絹を覆ふ也。紙を付て絹を覆ふは非例也。大文高麗端の帖面。京筵裏白布三幅可レ付レ之。小文高麗端帖竝紫端疊面。國筵裏白布三幅可レ付レ之。已下布三端を付るは非例也。又同書に云。公卿家無二高麗紫緣端(准二高麗一)黃端(准二紫端一)兩面端一(准二繧繝一其體似レ錦)。また云。禁腋抄云。臺盤所は三間也。朝餉のそば一間兩めん二帖をしく。南二間あかへりをしくと云々。有職問答に云。問天子。親王。攝家。三公以下次第如何。答云。繧繝。高麗(大文。小文)紫緣。黃緣。寢殿以下其所々に從て人々敷レ之候。大略三公家に通用候也。又名目抄云。紫端(赤端也俗に云此事歟)堂上故實抄(花山院内府定誠公記)疊端事繧繝茵の外は臣下は不用。古は大文。小文差別不レ慥。近代大文は大臣小文は納言。於二禁裏院中一は大臣。納言無二差別一用二小文一。紫端從二殿上人一至二地下一用レ之。緣端は六位將監將曹用レ之。依レ事用二紫端一。雖二六位一外記史の者は必用二紫端一。黃端は地下樂人等事により用レ之。節會上宮階下の座用二黃端一。春日祭辨外記史の座に用二黃端一。事に

より祭主の座等用二黄端一。白端諸陣宣下疊軾等に用レ之。名目抄に紫端赤端也。俗に云此事歟とあるは。紫の本色にあらずして赤みがちたる紫なる故。俗に赤へりと云也。今世禁裏を始め凡御所方にては。紅染の縁を用らるゝ由聞傳。帖に上下あり。江談抄云。疊上下の事又被レ談云。知二疊上下一天可レ敷事也。面の筵を裏に折返天閉付けたるを上と知る也。不レ折天只付るを下仁可レ敷也云々とあり。今は數寄屋の風に準じて。大廣間の外は横竪に組合して敷く風なり。」嬉遊笑覽云。疊むとは重ぬることにて。菰を重ねて幾重もある意。又石だゝみ子だゝみ藪だゝみ等あり。たゝみの義之なり。然るを今のうすへりのやうに心得るは非なり。むしろ一重なりとも捲こそせめ。折りたゝみなば折りめつきて用ふへからず。かぞふるには一ひら二枚といひたり。幾帖といふはさらなり。又いづこにもあれ。たゝみ一枚二枚ばかり敷て用る事もあり。枕草紙。いとつやゝかなる板の。はし近うあざやかなる。たゝみひとひらかりそめにうちしきて。三尺のきちやうおくのかたにおしやりたる云々。今昔物語に在原業平女をぬすみ出して。大なるあぜ倉につれゆく處に。板敷の板もなくて。立寄るへきやうもなかりければ。此内に疊一枚を具して。此女を將行て臥せたり云々。石だゝみは石をしきつめたるなり。散木集。皇后宮弘徽殿におはしましける時。西おもてのほそどのにて。立ながら人に物申しけるに苦しかりければ。土に居たりけるを。いとほし。たゝみしかばやなと申しければ。たゝみは石だゝみしかれて侍るめりと云を聞てよめる「石だゝみ有ける庭を君にまた。しくものなしと思ひけるかな」。返し「名にしおはば身もさへぬへき石だゝみ。片しく袖に衣かされよ」。又疊の裏と音にてもいひしにや。同物語に。大和の城の下といふ處を。疊の裏といひたる諺あり。城疊同音なるよりいふなるへし。後世なぞ〳〵のやうなる物の名を呼こともいと古し。後三年合戰の古畫をみるに。疊の厚さ今と異ならず。源氏物語須磨卷二條院殿上のさまをいふ處。だいばんなどもかたへはちりばみて。たゝみ所々ひきかへしたり。見るほどだにかゝりましていかに荒ゆかむとおぼす。其抄にこれ古來の不審なり。きのふ。けふのことにかくはあるべからず。只何もかはりたるさまをかきなせるなるべしと有り。おもふにこれさまで不審のことにあらず。臺盤は侍臣のつきて用ることもなければ。僅の內にも塵ばむべし。疊は用ある處にのみ敷ものなれば。不用ならむをば引かへして置べきなり。庭訓往來に深緣差筵。安齋翁云ふ。深緣とはへりを廣く差たるを云なるべし。差筵とはたゝみ表の兩面にして。裏の方をば床へさし付けて。所々とぢたる故差筵といふなるべし。貴人は疊の上にまた疊を重て座し給なり。其上の疊差筵なり云々。今時禁中へ攝關衆の年頭の御禮に參られたる時は。其人の御禮申さるゝ疊を一帖うらがへす。其上にて御禮ありこれを差筵といふと。樋口秘記に見えたり。これは實の差筵にてはなく。差筵をしく代にたゝみを裏返敷て被用し成べしと。又今俗ござと云ものは其品をよくいはむとての名なり。枕草紙にあかぎぬきたる男の疊をもて來て云々。とりいれたればことに更に御座と云疊のさまにて。高麗などいときよらなりとみゆ。今門前ござなどいふはいと有まじき事にや。また貞丈雜記に。書記に御座を敷とあるは。今時あげ疊といふ物也。座敷の疊の上に外の疊を二疊敷竝ぶる事也。御座疊と云て。兩面にして緣を取たる疊を敷て。其上に貴人御座なさるゝ也。今八疊の表にとこを付ざるを。御座ともうすべりとも云。此事にてはなき也。條々聞書に云。式の御成の時は先公卿の間へ御成候御座を敷かるべし。但御座の上には(此御座はあげ疊の事なり)御座なし(此御座は疊の事にはあらず。御座なしとは御すわりなされずと云事也)。宗五一册抜書には。御座の上には御入候はず候とあり。」など見えたるにて。疊に就ての故實どもを知るべし。【薄緣(ウスベリ)】家屋雜考にいふ「莞筵(ゴザ)。薄緣などは。莞筵たゝみ。薄緣たゝみといふ事にて。古とは名を異にするのみなり。枕草紙に。御座といふ疊のさまして。高麗などいふ淸らなりとかけるをおもふに。彼時代までも。莞筵を疊といひし事知るべし。さればそのかみは主客の尊卑により。厚薄又は一重二重等時々に見計ひて座設したるが。やがて後世の作法となれるものなり。」とあり。(マを參看せよ)。

タタラ 踏鞴は。和名鈔に。日本紀私記云。踏鞴(太々良)と見えたり。是鍛冶師の用ふる所の具なり。小なるを吹子(フイゴ)と云ふ。和漢三才圖會云。踏鞴冶工常鑄二鍋釜或鐘等物一。用二踏鞴一令下數人對踏中板端上。如レ碓板下有レ竇而風通二于坩堝一。能所レ扇火熾。金流入レ型。字彙云冶鑄之時扇熾。其火謂二之鼓鑄一者蓋不レ捷也。今之踏鞴甚捷方也。」又鞴唐韻云。韋囊吹レ火也。又云所下以吹二冶火一令も熾之囊也。按。鞴鍛冶家皆用レ之。吹韋也以二狸皮一爲レ上。」和訓栞云。ふいがは和名鈔に。鞴をふいがはとよめり。鞴に作るべし。吹皮の義也。今ふいごといへり。韲齋也。」鞴祭は十一月八日鍛冶の祭る所也。三條宗近が故事に依て稻荷を祭り。蜜柑を撒いて小兒に拾はしむ。明治の始まで此風ありき。」また燕石雜志に。「吹革といふものも元祿年間までは罕なりしにや。元祿三年七月に開板したりし。人倫訓蒙圖彙に見えたる鍋の鑄かけは。父吹竹にて火を吹おこしてなり云々」といへり。按するに燕石雜志に據れば。鍛冶

師の踏鞴を用ひ來りしことは。元祿以降のことと見えたり。

タチ　太刀。(タウケムを見よ)

タチハキ　帶刀は。近衞府衞士の春宮へ分補せらるゝ職名なり。和訓栞云。日本紀に大刀佩と見えたり。古今集にもたちはきと書。今も上總國にはたちはきといへりとぞ。」太刀ははくといふへし。今つけるといふは式正にはあらす。」禁闕に瀧口と稱し。仙院に北面と稱し。東宮に帶刀と稱す。皆近衞府より分ち補せりとぞ。」官位訓云。帶刀といふは。春宮に三十人あり。禁中には瀧口。院には北面。春宮には帶刀いつれも子細は違ふと雖も。皆兵仗を帶して警固をつとむる役なり。源平重代の武士の武勇の才あるを選ひて。帶刀に補せらるゝなり。春宮坊のうちにて。刀を帶する故の名なるへし。三十人の內殊に其器量を選ひて上首とする也。よつて是を帶刀先生といふもの二人あり。木曾義仲の父義賢を帶刀先生といへり。此の類ひなり。又衞門。兵衞の侍の帶刀に補するを帶刀衞門。帶刀兵衞とて。手からなる事也。」また武家にも太刀はきの役と稱せしものあり。貞丈雜記云。太刀はきの役と云事有。是も御參內御社參等はれの時の御供にあり。帶刀と書てたちはき(タテワキ)とよむ也。太刀をはきて御供するを云。外の御供の衆は刀ばかり(刀とはさや卷の事)さして。太刀をは我供の者に持する也。帶刀の役は白身太刀をはきて御供する也。大勢左右につゝひて行列する也。裝束はひたゝれに金箔にて紋をおす也。永享二年七月二十五日。義教公御參內の時。帶刀十二番二行直垂に金銀の箔を以て紋を押すと御元服記にもみえたり(太平記にも此事あり)。貞治六年三月二十九日。中殿御會。帶刀十人左右に番て曳列すと。系圖の一本にみえたり。延文三年十二月二十二日。義詮公御參內御車の少先。烏帽子直垂帶劍の侍二十五人。五人宛並五通り也と。寶篋院殿御參內の記にあり。たちはきをたちわきと云也。」又云。帶刀の役(室町殿代には帶刀と云)。帶劍の役(鎌倉時代には帶劍と云)。東鑑卷三十一(嘉禎三年八月十五日の條に。將軍賴經公の代也)云。駿河前司申云。御出之間。帶劍之輩者。承久元年正月。於二宮寺一依レ有レ事。被レ始二此儀一。是候二近々一可レ奉二守護一之故也云々。承久元年正月。於二宮寺一依レ有レ事とは。承久元年正月。將軍實朝公。鶴岡八幡宮へ參詣の時。八幡別當公曉忍び寄て實朝公を討ち奉りし也。依之其次の將軍賴經公の代より用心の爲に。帶劍の役人を召しつれ給ふ事始りたる也。今日に於て。東宮武官。東宮侍從ありて此事なし。

タヂマ　但馬は山陰道に屬し。朝來。養父。出石。氣多。城崎。美含。二方。七味の八郡ありて。東南は丹後。丹波。播磨に接し。西は因幡に界し。三方皆山を負ひて。北は海に臨む。西南隅に聳立するは氷山にして。播磨。因幡。美作に跨れり。其四國に亘るを以て。之を呼びて四國山と云ふ。又二の三國嶽ありて。一は播磨。丹波に跨り。一は丹波。丹後に亘り。其山脈長く延いて朝來。上坂。二國。床尾。蒲生等の諸嶺となり。以て國境を劃れり。國の中央には久斗山。妙見山等高く聳えて。殊に高深なる者を妙見山とす。杉の良材を出すを以て名あり。城崎。出石二郡の間に三開山あり。甚た高からずと雖も。其形の富士山に肖たるを以て。土俗呼て但馬富士と云。七味。二方。美含の三郡は攢峰重嶺並峙して。道路險惡平坦の地なし。二方川は上流を畠谷川と稱し。源を因幡の境なる山間より發し。南北に赴きて寺。大溫泉。熊谷の諸川を併せ。北流して久斗谷川と合し。濱坂村に至りて海に入る。矢田川は氷山より出て。北流して小代。湯船の諸川を併せ。太谷口川と稱し下濱村に至て海に注く。出石川は源を丹後に接する山間より發し。出石の市街を過き奥山川を併せ。西流して朝來川に合す。絲魚川は養父郡明延銀山より出て。廣谷川は同郡筏村の天瀑より發し。谷木川は氷山の麓より來り。倶に東流して朝來川に入る。朝來川は朝來郡生野銀山より出て。北流して竹田川となり。養父。氣多兩郡を過き。皆其地を以て其川流の名とし。數郡の諸川の集りて一大河となるを蓼川と云ふ。北流して豐岡を過き。大濱。六方の二川を併せ。城崎川となり。湯島の東に沿ひて。津居山港に至り海に入る。其大さ國中諸川の最たるを以て。亦之を大川と呼ふ。土生。市場。大檻等の諸川は皆細流なり。大檻川は其上流を青葉淸水と云ふ。諸寄村に在り。其下流は直ちに諸寄港に注く。湯島は舊名を大溪と云ふ。溫泉を以て著はる。東は大川を隔てゝ樂々浦に對す。河水陸地に入りて一小灣をなし。西には鑄物師戻の坂路ありて。來日山其上に峙ち。地勢狹隘なりと雖も。夏月に至れは浴客數千人あり。此國の海濱は岬礁危險にして。津居山。丹生。諸寄三港を除くの外。海船を容るゝに便ならず。諸寄港は因幡の境に近く。津居山港は丹後の境に連り。丹生港は其の中間に在りて相距ること各五六里。近時津居山港も亦洪水の爲に河口塡塞して。大船を通すへからず。餘部岬は一名を伊丹崎と云ふ。二方。美含二郡の堺に在りて。海中に斗出するを三里。丹後の經岬と相對して兩翼を張るか如し。西に鬼門崎。雪白濱ありて。東に宇日浦。田久日浦あり。島嶼數十海上に碁布し。風光明媚愛すべし。」此國は足利氏の頃。山名氏之を領せしか。足利氏衰へ毛利氏の有する所となり。未た此國を略有近畿數國を平定せしも。幾ほともなくして反臣の弑する所となり。織田氏

するに及はさりき。豐臣氏政權を執るに及んで。羽柴秀長を出石に封し。此の國を領せしむ。數年ならすして。前野長康羽柴氏に代りて此國を領し。出石に治せり。文祿四年小出吉政代て出石に來り。小出氏代々出石に在りしが。寶永三年改て仙石政明を出石に封せり。爾後仙石氏世々此地を以て治所となし。以て皇政維新に及ひ。明治元年四月。府中裁判所を置き尋て之を廢し。二年八月豐岡。村岡。出石。生野縣を置き。四年十一月豐岡縣の管轄となし。九年八月之を廢して兵庫縣に管す。次で鳥取縣の所管となる。物產の重もなる者は。牛。金。銀。銅。水晶。砥石。温石。石材。海苔。海藻。鯉。鮎。鱒。鮭。大口魚。山繭。蜂蜜。煙草。柳粢笼。針。杉。楮。白桃。苧。紙。綿。生絲。樣物。漆等なり。

タチムボウ　立ン坊は。其名の如く東京市内にありて路傍に立ち。或は坂の麓に蹲まり。車の後押し其他の稼ぎに露命をつなぐものとす。以前は神田參河町に巢窟を構ふるやうにいはれたれど。今は左る事もなし。三十一年中の時事新報に云。市內第一の巢窟は。神田萬世橋際の川岸にして。其人數二十六七名はあるべし。此者の出稼する場所は日本橋の魚川岸。神田多町の青物市場。鎌倉川岸及び板橋街道等にして。或は荷を擔き車を押して渡世となす。又本郷駒込富士前町邊の一團は神田多町。京橋大根川岸。駒込青物市場を稼ぎ。芝新網町邊の一團は品川町へ。四谷區永住町のものは新宿口及び甲州街道へ。新宿町南町の分は新宿及び青梅街道へ。淺草區淺草町の分は千住町。神田多町。京橋大根川岸等に出稼し。此他麴町區九段坂。神田明神坂。本鄕駒込及び切通坂。小石川區目白坂。富坂。安藤坂。白山。四谷見附。一ツ橋及び神田橋内外に屯する立坊は大概その附近を立廻はり。その日々の口を糊せり。附けていふ。右巢窟の内團體鞏固にして他の立坊の濫りに加入するを許さゞる所あり。例へば九段坂の一團の如き十人を以て定員とし。缺員ある時は一々重立ちたる者の紹介を以て補缺するなりと云。「日々の稼高　立坊一人一日の稼高は二十錢以上八十錢以下なるよし。先づ普通一帳場と稱せらるゝ短距離の荷車の先曳きをなすものは。四五錢。少しく遠距離なる例へば本鄕駒込より神田多町迄の先曳きは八錢より十錢迄。又旅商人にて小形の荷車へ乾物類。菓子類。玩具類。古着類の積めるものゝ先曳きは一里五錢より十錢迄。中仙道。甲州街道。奥羽街道等に向ふ肥料車の先曳きは。一里七八錢內外。又市内各區の坂々にて。人力車の後押賃は一錢より二錢迄。荷車の後押は二錢より三錢までなり。しかも特に魚商等を助くるものは。日に八十錢以上の收入あり。此社會の者は九段坂と小石川目白坂に出づる者の外。十中の八九は家を有せず。妻子を具せず。木賃宿に泊り込むは上の部に屬し。其以下は神社の境内。學校の軒下等に夜露を凌ぎ。共同塵芥溜場より炭俵など拾ひ來りて下にも敷かず上にも被けず。二重に折りて腹に當て横向き又は俯向きになりて就眠す。しかれども又高齡にして貯金數百圓に及び。紙屑問屋へ貸金をなすものあり。蓋し立ん坊中には稀有なりとす。

ダチム　駄賃。道路往來運輸のことは。上古より其方あれと。其制の立しは大寶の令以來のことなり。驛馬傳馬の條に委しく出せり。皇綱漸く弛てより。諸國盜賊多く。遂に行旅の妨害をなすに至れり。武家の時代に移りては。諸道の運輸遞傳の法また見るべきものなし。左にまづ上古の賃錢表を示すべし。この表は延喜式の主税式に出つる諸國運漕雜物功漕の項。及び式に出てたる諸國行程の項によりて。菅沼貞風の作れる者なり。

國名		陸路 行程	陸路 駄別功賃	海路 行程	海路 航路並漕賃
畿內	山城		一束五把		
	大和	一日	三束		
	河內	一日	三束		
	攝津	一日	三束		
	和泉	上二日 下一日	五束		
東海	伊賀	上二日 下一日	六束		
	伊勢	上四日 下二日	十二束		
	志摩	上六日 下三日	十八束		
	尾張	上七日 下四日	二十一束		
	參河	上十一日 下六日	三十三束		米一石充賃稻十六束二把
	遠江	上十五日 下八日	三十五束		米一石充賃稻二十三束
	駿河	上十八日 下九日	五十四束		
	伊豆	上廿二日 下十一日	六十束		

道	國	行程	運賃	海路	附記
東海道	甲斐	上廿五日 下十三日	七十五束		
	相模	上廿五日 下十三日	七十五束		
	武藏	上廿九日 下十五日	八十束		
	安房	上卅四日 下十七日	百束		
	上總	上三十日 下十五日	百束		
	下總	上三十日 下十五日	九十束		
	常陸	上三十日 下十五日	百束		
東山道	近江	上一日 下半日	二束		
	美濃	上四日 下二日	十二束		
	飛驒	上十四日 下七日	四十五束		
	信濃	上廿一日 下十日	六十六束		
	上野	上廿九日 下十四日	九十束		
	下野	上卅四日 下十七日	百五束		
	陸奥	上五十日 下廿五日	二百十束		
	出羽	上四十七日 下廿四日	百卅一束	五十三日	
北陸道	若狹	上三日 下二日	十束五把		自勝野津至大津船賃、米石別一升、挾抄功四斗、水手三斗、但挾抄一人、水手四人、漕米五十石、
	越前	上七日 下四日	二十四束	六日	自北[ ]湊漕敦賀津船賃、石別稻十把、挾抄四十束、水手二十束、但挾抄一人、水手四人、漕米五十石、加賀能登越中等國亦同、自敦賀津運鹽津驛、
	加賀	上十二日 下六日	二十四束	八日	賃米一斗六升、自鹽津漕大津船賃、石別米二升、屋賃石別一升、挾抄六斗、水手四斗、自大津運京駄賃、石別米八升、自餘雜物斤量准米、
	能登	上十八日 下九日	七十八束	二十七日	自加島津漕敦賀津船賃、石別二束六把、挾抄七十束、水手三十束、自餘准越前國、
	越中	上十九日 下九日	七十八束	二十七日	自亘理湊漕敦賀津船賃、石別二束二把、挾抄七十束、水手三十束、自餘准越前國、
	越後	上卅四日 下十七日	百五束	三十六日	自蒲原津漕敦賀津船賃、石別二束六把、挾抄七十束、水手三十束、自餘准越前國、
	佐渡	上卅四日 下十七日	百八束	四十九日	[ ]津漕敦賀津船賃、石別一束四把、挾抄八十五束、水手五十束、自餘准越前國、
山陰道	丹波	上一日 下半日	三束		
	丹後	上七日 下四日	二十一束		
	但馬	上七日 下四日	二十四束		
	因幡	上十二日 下六日	三十六束	但海路米一石積稻十四束五把三分	
	伯耆	上十三日 下七日	三十二束		
	出雲	上十五日 下八日	三十九束		
	石見	上廿九日 下十五日	九十束		
	隱岐	上卅五日 下十八日	百八十束		
山陽道	播磨	上五日 下三日	十五束	八日	自國漕與等津船賃、石別稻一束、挾抄十八束、水手十二束、自與等津運車賃、石別米五升、但挾抄一人、水手二人、漕美作備前亦同、
	美作	上七日 下四日	三十一束、自國運備前國駄賃五束		
	備前	上八日 下四日	二十四束	九日	自國漕與等津船賃、石別一束、挾抄二十束、水手十五束、自餘准播磨國、
	備中	上九日 下五日	二十四束	十二日	自國漕與等津船賃、石別一束三把、挾抄二十四束、水手[ ]束、但水手一人漕米十石、自餘准播磨國、
	備後				
	安藝	上十四日 下七日	四十二束	十八日	自國漕與等津船買、石別一束三把、挾抄三十束、水手二十五束、但水手一人漕米十五石、自餘准播磨國、
	周防	上十八日 下十日	五十七束		自國漕與等津船賃、石別一束三把、挾抄四十束、水手三十束、自餘准播磨國、但挾抄一人、水手二人、漕米五十石、長門國亦同、
	長門	上廿一日 下十一日	五十六束	二十三日	自國漕與等津船賃、石別一束五把、挾抄四十束、水手三十束、自餘准播磨國、

タチム

道	國				
南海道	紀伊	上四日 下二日	十二束	六日	自國漕與等津船賃、石別一束、挾抄十二束、水手七束、自餘准播磨國、
	淡路	上四日 下二日	十二束	六日	自國漕與等津船賃、石別一束、挾抄十二束、水手七束、但挾抄水手各漕米八石二斗、自餘准播磨國、
	阿波	上九日 下五日	二十七束	十一日	自國漕與等津船賃、石別一束一把、挾抄十四束、水手十二束、但挾抄水手各漕米一斛、自餘准播磨國、
	讃岐	上十二日 下六日	三十束	十二日	自國漕與等津船賃、石別六束二把、挾抄三十束、水手十六束、但挾抄水手各漕米十石、自餘准播磨國、
	伊豫	上十六日 下八日	三十束	十四日	自國漕與等津船賃、石別一束二把、挾抄三十束、水手三十束、但挾抄水手各漕米八石、自餘准播磨國、
	土佐		百五束		自國漕與等津船賃、石別二束、挾抄九十束、水手三十束、但挾抄水手各漕米八石、自餘准播磨國、
西海道	筑前				自博多津漕難波津船賃、石別五束、挾抄六十束、水手四十束、自餘准播磨國、
	筑後	一日			
	肥前	上一日半 下一日			
	肥後	上二日 下一日半			
	豐前	上二日 下一日			
	豐後	上四日 下二日			
	日向	上十二日 下六日			
	大隅	上十二日 下六日			
	薩摩	上十二日 下六日			
	壹岐			三日	
	對馬			四日	

【徳川時代の駄賃】 徳川氏に至りて遂に宿驛遞傳人馬の制を立つ。今人馬賃錢に係る沿革を下に叙す。天正元年十二月。武田信玄朱記を鹽座に給して。壹駄の賃錢を百文と定む(甲州古文書)。」慶長七年二月。信濃鹽尻驛に令して。各地駄馬の賃錢を定め。松本は灰吹銀三分。下諏訪湯町は二分五厘。洗馬驛は京錢八文とす(中山道鹽尻驛問屋古文書)。」慶長九年二月始て官道の駄賃錢を定て一里十六文とす。私道は適宜の增賃錢を出さしむ。旅人皆之を喜ぶ(東照宮實記附錄。見聞集)。同十四年二月。東海道各驛に令して。人夫は一里京錢八文とし。駄馬は十六文とす(昆陽漫錄)。慶長十六年(七月)。定。江戸より品川迄上下駄賃荷物一駄四十五貫目に付京錢二十六文。」江戸より板橋へ京錢三十文(但人足賃は馬の半分たるへき事)。」馬畨を定荷物を作る事一切停止たるへし。馬早く出次第に荷物を付へき事。」馬次之所にて馬遲く出すに於ては右之荷物付馬主通し先々駄賃定の如く出すへし。日暮泊に付ては荷主より馬方に旅籠錢を出すへき事。」歸り馬に荷物付る事。荷主馬見合次第たるへし。雖遞申者有之に於ては其町之年寄曲事たるへき事。」通荷物之事。御上洛之節は何方之馬も改めす。付通すへし。常に通し馬可相留事。」同十九年十月。定。路次中宿々木錢之事。宿主之薪を燒に於ては一人に付鐚錢三文つゝたるへし。但自分に薪を求め燒に於ては宿賃は不可出事。」駄賃馬之儀次之所より外へ追通すへからさる事。」駄賃錢之事。御定之ことく嚴重に相濟すへき事。」また寛永三年四月の定に駄賃の事。平地一里十六文の御定の上。まし錢取もの有之は。五十日可爲籠舍。並其所の年寄過料として五貫文。其外は家一軒より百文宛可出候事。」また萬治三年十月定に。荒井と舞坂へは道中だちん一里十文まし。」今切船賃荷物一駄に付一文まし。馬は口付共に同前。人は一人に付一文ましに。」熱田と桑名へ人足五文まし熱田より桑名へ人足五文まし。熱田より桑名へ渡海船賃一駄に付二文まし。馬は口付共に同前人は一人に付一もんましに。當年より來年中可取之事。」また寛文(九巳年。道中駄賃增の節宿々高札。」近年八木大豆高直なるゆゑ。宿々令窮困之間。大津より草津へ駄賃錢一駄に付て百四十文。のりかけ荷は人共に同前。荷なしにのらば七十一文。人足賃は一人にて五十文。伏見へ駄賃百二十文。乘掛は人ともに同前。荷なくして合乘者七十四文。人足賃は五十八文。京都へ荷賃錢百十六文。乘懸は人共に同前。荷なしにのらは七十二文。人足賃者五十五文可取之者也。」中仙道へ出分本海道は人馬此一倍之積也。」寛永八年七月令す。近年米豆騰貴の故を以て。江戸より品川に至る一駄の賃錢。及乘掛荷にして騎を兼る者は。共に五十文とし。唯騎するものは三十二文。驛夫は二十五文とす(台徳院殿實記。憲教類典。寛永系圖)。」同十二年四月驛制を令す。凡銀貨を以て駄馬の賃錢に充る者は。銀壹分を以て錢壹貫文の率と爲すへし。泉州堺及河州牧方に向て往復する駄馬は。必連乘して前所に到らしめ。其半途に於て之を卸す勿れ。若過多の增錢を貪るものは皆之を罪せん(大猷院殿實記。武家嚴制錄)。」正保四年十二月驛法を令すること。寛永八年七月の如し。

タチム

中に就て江戸より品川に至る。一駄賃錢四十二文。騎者三十七文。板橋は四十八文。騎者三十一文。千壽は四十六文とし。其割例は。寛永十年更正する所の條例に依る(諸法度)。」承應元年九月。先に(寛永二十年)。錢低落するを以て。毎一里駄錢五文を増す。今其錢價復すと雖とも。駄賃未た舊額に復せさるは。米豆の價尚騰貴するを以てなり。」萬治元年十一月驛法を令すること。明暦元年八月の如し。但江戸より川崎に至る駄賃錢五十文。騎者は三十三文。通宵連騎する者は。本駄賃を取らしめ。四十貫目以外の荷物は。秤量して之を除かしむるを異とするのみ(厳有院殿實記)。同年十二月。先に増する所の駄賃一里錢九文を廢して。其舊制に復す(舊記。御傳馬方舊記)。」同二年三月令す。今尚米豆の時價低落せさるを以て。去年停る所の一里錢五文増の駄賃錢を復し。爾後早晩一兩に米一石七斗を賣るに至らは。令書を返還せしめ。更に増賃錢を停めん(舊記。御傳馬方舊記)。」同三年十月米豆の時價又騰貴するを以て。諸道に令して本年を限り。傳馬は一里錢十文。輕尻は錢五文の増賃錢を取るを許す。」同年十一月。驛法を令するよ。明暦元年八月の如し。但江戸より品川に至る駄賃錢。及乘掛の賃錢。各五十二文。騎者三十四文。人夫は錢卅七文。千住は駄馬錢五十八文。騎者三十八文。人夫錢廿九文。高井戸は駄馬九十三文。騎者錢六十二文。人夫錢四十七文と爲す。五貫目以内の乘掛荷は。騎者に同く五貫目以外は。皆本駄賃錢を償はしむる等を異とするのみ(牧民金鑑)。」寛文二年正月。米豆の價低落するを以て。萬治三年令する所の一里十文増を停め。更に二年の舊制に復す(舊記)。」同五年十月中山道に令して。本馬輕尻人夫等の賃錢二割を増し。且其房錢を増して主人錢十六文。馬錢十六文。僕隷錢六文と爲す(舊記)。」同六年八月。令して人馬賃錢を更正す。近年又米豆の時價騰貴するを以て。鳩ヶ谷より大門に至る駄馬乘掛。共に錢五十文。騎者錢三十三文。驛夫錢二十五文と爲し。他は皆萬治三年十月の如し(道中奉行舊記)。」寛文十二年。江戸より品川に至る驛馬賃錢五十三文を改て。六十四文と爲す(御傳馬方舊記)。」延寶二年二月。人馬賃錢を増す。江戸より品川に至る驛馬錢六十四文。騎馬四十一文。驛夫錢卅一文。千住に至る驛馬錢七十文。騎馬錢四十文。驛夫三十五文。板橋に至る驛馬錢七十二文。騎馬錢四十七文。驛夫錢三十文と爲す(御當家令條)。」同三年二月。東海道人馬賃錢三割を増し。江戸より品川に至る驛馬錢八十三文。騎馬錢五十三文。驛夫四十一文。千住は驛馬錢八十四文。騎馬錢五十五文。驛夫錢四十二文。板橋は驛馬八十六文。騎馬錢五十六文。驛夫錢四十三文。下高井戸は驛馬錢百卅七文。騎馬錢八十九文。驛夫錢六十六文と爲

す。其他諸道は皆二割を増す。」天和二年五月。又大に人馬賃錢を減して。萬治三年十一月の如くならしむ。然に幾もなくして。更に米豆騰貴の故を以て。再ひ其賃錢を増て。延寶三年二月の舊に復す(令條記。大成令。日記)。」同年十二月東海道は人馬賃錢三割。其他の諸道は皆從前に二割を減し。更に延寶二年二月の舊に復す。當年五穀豐熟の故を以てなり(牧民金鑑。武家嚴制錄。御傳馬方舊記。宿村大概帳)。」元祿三年五月。東海道は一割半。諸道は一割の人馬賃錢を増し。江戸より品川に至る驛馬錢七十二文。騎馬錢四十七文。驛夫錢卅六文。千住に至る驛馬錢七十六文。騎馬錢九十文。驛夫錢三十八文。川口に至る驛馬錢百十七文。騎馬錢七十五文。驛夫錢五十六文。板橋に至る驛馬錢七十八文。騎馬錢五十一文。驛夫錢卅九文と爲し。下高井戸。上高井戸も亦之に准す。近年各驛窮乏を告るを以てなり(舊記)。」元祿四年三月。東海道箱根驛の人馬賃錢を増す。其山嶺に在て遞送艱苦するを以てなり(今其増額の錢數を闕く。常憲院殿實記。舊記)。」同五年十一月。中山道輕井澤。和田。下諏訪三驛の道路。險隘なるを以て。人馬賃錢を増し。野尻。須原兩驛間の道路更革を以て。又其賃錢を増す。」寶永三年正月。小田原三島箱根三驛に令して。本年より七年に至る五年間。人馬賃錢を増すを許す(今増額の錢數を闕く)。」同年七月東海道は人馬賃錢三割。其他諸道は二割を増し。江戸より品川に至る驛馬錢九十四文。騎馬錢六十一文。驛夫錢四十七文。千住は驛馬錢九十一文。騎馬錢六十文。驛夫錢四十六文。川口は驛馬錢百四文。騎馬錢九十文。驛夫錢六十七文。板橋は驛馬錢九十四文。騎馬錢六十一文。驛夫錢四十七文。内藤新宿は驛馬錢六十七文。騎馬錢四十四文。驛夫錢三十四文と爲す。近來諸驛皆窮乏を告るを以てなり(御傳馬方舊記。大成令)。」正德元年五月。驛法を令する事。天和二年五月の如し。且其賃錢は皆萬治三年十一月の如し(大成令。日記。宿村大概帳)。」享保三年十月。是月内藤新宿を廢す。依て江戸より高井戸に至る人馬賃錢を復す(牧民金鑑。御觸御書付留)。又例幣使道富田村の人馬賃錢を更正す(宿村大概帳)。」明和元年五月。日光道中栃木驛の人馬賃錢。六月。合戰場驛の人馬賃錢を定む。」安永三年。中山甲州兩道に令す。自今七年を限り。甲州道中は人馬賃錢二割。中山道は板橋驛以西。鴻巣驛に至る七驛は二割。熊谷驛以西。輕井澤に至る十一驛は三割を増す。六月淺間山噴火し。近國砂石を降して。農業を妨るを以てなり(舊記)。」天明三年正月。東海道土山驛の人馬賃錢を定む(宿村大概帳)。」同年十一月。七年を期として甲州道中人馬賃錢二割を増す。」同年十二月中山道板橋以西。鴻巣に至る七驛の人馬賃錢を増す。其驛家助郷を併て淺間山噴火

タチム

の災を被るを以てなり（御觸御書付留）。」同四年。七年を期として日光奥州兩道の人馬賃錢を增す（委細書附錄）。」同五年六月。十年を期として東海道佐屋路。及其水驛の人馬渡船賃四割を增し。中山道沓掛より守山に至る四十四驛。及美濃路は七年を期として。人馬錢二割を增す（御觸御書付留）。」同年七月。東海中山兩道に令して。東海道は自今十年間。人馬賃錢四割を增し。中山道は明和三年增錢なきものは。自今七年間二割を增す。米價騰貴。加ふるに疾疫流行するを以てなり。是年七年を期として。例幣使道。及水戶佐倉諸道の人馬賃錢二割五分を增す（委細書附錄）。」寬政九年十一月令して東海道人馬賃錢二割を增し。其他諸道は一割五分を增す（舊記）。」寬政十年十一月。東海道佐屋路と共に。十年を期として人馬賃錢二割。其他諸道は一割五分を增し。宿助鄕をして之を收めしむ（牧民金鑑）。」享和二年十月令す。自今五年を期として。日光道中千住。草加。越ヶ谷。糟壁。杉戶。古河。野木。間間田の八驛は。人馬賃錢一割五分を增し。幸手。栗橋の二驛は。三割。中田驛は三割五分。日光御成道。岩淵。川口。鳩ヶ谷。大門。岩槻。五驛は二割五分。水戶。佐倉道。新宿。松戶兩驛は。二割を增す（御觸御書付留）。」同年十二月。五年を期として。東海道。庄野。草津兩驛人馬賃錢三割を增し。牧方。守口二驛は二割。淀驛は一割半。中山道守山驛は二割。高宮。愛知川。二驛は一割を增す。」文化六年正月。東海道小田原。箱根。三島。蒲原。日坂。二川。藤川。石藥師。坂下。九驛の人馬賃錢二割を增す。是月十年を期として。東海道佐屋路。人馬賃錢二割を增し。中山道。日光道中。奧州道中。甲州道中。水戶。佐倉道。日光御成道。壬生通。美濃路。例幣使道は共に一割五分を增す。又五年を期として。奧州道中。喜連川驛の人馬賃錢四割五分を增す。又中山道守山驛。人馬賃錢五割を增す。」同年五月五年を期として。東海道吉原。大磯。袋井。舞坂。新居。藤川。六驛の人馬賃錢五割を增す。」同七年正月。七年を期として東海道庄野。草津。兩驛の人馬賃錢を增す。是月五年を期として。東海道赤坂驛の人馬賃錢五割を增す。」文化十年正月。五年を期として。東海道平塚驛の人馬賃錢五割を增す。是月五年を期として。東海道岡崎。白須賀。池鯉鮒。鳴海。桑名。石部。吉田。濱松。土山。十驛の人馬賃錢五割を增す。」同年十月。五年を期として。中山道安中。贄川。宮越。三留野。武佐。五驛の人馬賃錢四割五分を增す（五驛辨覽）。」文政四年十一月令す。舊法諸道里程に朱印地を除くの制ありと雖ども。其地通行の人馬賃錢を與へざるの謂にあらず。假令は品川。川崎間の道程二里半。中朱印地及除地を含有し。悉く其人馬賃錢を給するが如し。諸若此例外の制あるものは。皆其舊慣に從はしむ（舊記）。」

タチム

文政五年正月。令して相對人馬を雇役し。徹夜或は宵曉を侵さしむるものは。皆五割或は一倍の賃錢を償はしむ（道中方秘書）。」同年五月牧野豐前守。歸邑の日。其許可を得るを以て。伊勢神宮に詣す。依て東海道神戶より山田に至る定賃錢人馬を使用せんとを請ふ。官其請を拒て。皆相對賃錢を以て。之を使用せしむ（五街道類寄）。」同七年正月。五年を期として。東海道藤川驛の人馬賃錢三割を增す（宿村大槪帳）。」同八年十二月。先に日光例幣使費用として。山城國相樂郡に於て米若干石の地を付す（收米三百三十石其代金三百三十兩）。然に去五年以來。屢制外の人馬を役し。終に負債金六百八十八兩を生す。京都所司代をして頻に之を督促せしむるも。其償還を爲す能はず。依て特例を以て之を棄捐す。」天保九年十二月。十年を期として內藤新宿の人馬賃錢一割五分を增し。同驛より江戶に至る荷物壹駄。及乘掛共に七十七文。輕尻五十一文。人夫三十九文と爲す。」同十年。十年を期として東海道佐屋路。岩塚。萬場の二驛。中仙道美江寺。美濃路。名古屋。淸洲の二驛。日光道中千住。草加。越ヶ谷。杉戶。幸手。栗橋。中田。古河。野木。間間田。小山。新田。小金井。石橋。雀宮。今市。鉢石の十七驛。日光御成道岩淵。川口。鳩ヶ谷。大門。岩槻の五驛。例幣使道玉村。五料。柴宿。木崎。太田。八木。梁田。天明。犬伏。富田。栃木。合戰場。金崎の十三驛。日光道中壬生通。飯場。壬生。楡木。奈佐原。鹿沼。文狹。板橋の七驛。水戶佐倉道。新宿。八幡。松戶の三驛。甲州道中。內藤新宿。下高井戶。上高井戶。國領。下布田。上布田。下石原。上石原。府中。横山。駒飼。鶴瀨。勝沼。栗原。石和。甲府柳町。韮崎。臺ヶ原。教來石。蔦木。金澤。上諏訪の二十二驛。都合七十二驛の人馬賃錢一割五分を增し。東海道佐屋路。神守。佐屋の二驛は二割を增す。」天保十二年二月。五年を期として。東海道掛川驛の人馬賃錢三割を增す（舊記）。同年七月。中山道岩村田驛の人馬賃錢三割を增す。」同十三年六月。五年を期として。奧州道中氏家驛の人馬賃錢三割を增す。同年東海道。關。中山道。長窪。奧州道中氏家。佐久山。大田原。越堀。蘆野五驛。美濃路。起驛。都合八驛の人馬賃錢三割を增す。」同十四年。東海道平塚。岡部。濱松。白須賀。吉田。岡崎。池鯉鮒。鳴海。桑名。四日市。庄野。龜山。土山。水口。石部。草津の十六驛。中山道熊谷。深谷。本庄。新町。倉賀野。高崎。安中。和田。下諏訪。鹽尻。贄川。宮越。福島。上松。須原。野尻。三留野。妻籠。馬籠。落合。中津川。大井。大久手。細久手。御嶽。伏見。太田。鵜沼。赤坂。柏原。武佐の三十一驛。中山道美濃路。起宿。墨俣。大垣の三驛。奧州道中白澤。鍋掛。甲州道中上野原。鶴川。野田尻。犬目。下鳥澤。上鳥澤。猿橋。駒橋。大月。下花咲。上花咲。下初狩。中初狩の十三驛。都合六十三驛の人馬賃

タチム

錢三割を增す（舊記）。」弘化元年十月。東海道品川。川崎。神奈川。保土ヶ谷。戸塚。藤澤。小田原。箱根。三島。吉原。蒲原。日坂。舞坂。新居。二川。藤川。石藥師。坂の下の十五驛。中山道守山驛。同美濃路荻原驛。奥州道中喜連川。甲州道中白野。阿彌陀海道。黑野田。三驛の人馬賃錢三割を增し。日光道中宇都宮驛。奥州道中白坂驛は二割を增す（宿村大概帳）。」同二年八月。東海道大磯。沼津。原。由比。興津。江尻。府中。丸子。藤枝。島田。金谷。袋井。見附。御油。赤坂。大津の十六驛。中山道板橋。板鼻。松井田。坂本。輕井澤。沓掛。追分。鵜名田。八幡。望月。蘆田。加納。關ヶ原の十三驛。奥州道中白川驛。日光道中粕壁。大澤の兩驛。甲州道中駒木野。小佛。小原。與瀬。吉野。關野の六驛の人馬賃錢三割を增す。」同三年正月。五年を期として。大津驛の人馬及百艘船賃三割を增す（宿村大概帳）。是年東海道熱田驛。中山道洗馬。本山。河渡。垂井。今須。醒ヶ井。番場の七驛。日光道中は上中下德次郎三驛の人馬賃錢三割を增す（宿村大概帳）。」嘉永二年。日光道中中田驛の人馬賃錢三割を增す（宿村大概帳）。」同三年正月諸道に令して人馬賃錢三割を增す。」安政元年十二月。五年を期として東海道各驛人馬賃錢五割を增す（舊記）。」同五年十二月令して。東海道人馬賃錢五割增の上。更に二割を增す。」同六年九月。神奈川。保土ヶ谷。兩驛以南。橫濱村に至る人馬賃錢を定む。本馬壹駄。戸部村は錢八拾文。太田村は錢百八文。橫濱村は錢百二拾四文。乘掛は其騎人と共に本駄賃に同く。輕尻は戸部村は錢五拾三文。太田村は錢七拾壹文。橫濱村は錢八拾文。人夫壹人戸部村は錢四拾文。太田村は錢五拾貳文。橫濱村は錢六拾文と爲す。保土ヶ谷驛より戸部村に至る。本馬壹駄錢百貳拾四文。太田村は錢百六拾文。橫濱村は錢百八拾四文。乘掛は其騎人と共に本駄賃に同し。輕尻は戸部村は錢八拾文。太田村は錢百拾文。橫濱村は錢百貳拾四文。人夫壹人戸部村は錢六拾文。太田村は錢七拾八文。橫濱村は錢九拾文と爲す（宿村大概帳）。」文久三年二月。諸道各驛に令して。人馬賃錢及渡船賃三倍を增す（舊記）。」慶應元年二月令す。來年四月日光參拜縉紳の人馬賃錢は。其馬夫の食料二割五分を合して。元賃錢の七倍五割と爲す。同三年十月。諸道人馬賃錢。及渡錢六倍五割を增す。中に就て今切熱田の渡錢は。特に三倍五割を增さしむ（慶應紀事）。」明治元年四月令す。先に人馬定賃錢を增し一里百五拾文餘とす。然に更に之に六倍五割の增賃錢を加ふる者あるを聞く。自今東海中山兩道。人夫壹人一里元賃錢二拾文となし。之に加ふるに六倍五割を以てし。計百五拾四文。駄馬一匹一里元賃錢四拾文。之に加ふるに六倍五割を以てし。計三百拾二文となし。人馬遲滯なく之を遞傳すへし（驛遞局記錄）。」同年七月令して。關ヶ原驛の人馬賃錢を增す。又令す近來各驛窮乏を告るを以て。公用旅行。及述職諸家と雖とも嚴令を下して。以て其舊弊を更革せしむ。此に於て驛吏等却て之を誤解し。妄に諸家に對して不敬の擧動あるを聞く。自今諸家は勿論。尋常旅人と雖とも。不敬の待遇なく。人馬を遞傳し。行旅の障礙あらしむる勿れ。又從來定例の如く。相對人馬賃錢は概して定賃錢の倍增を收るを聞く。非理も亦甚しとす。今止むを得さるを以て。六倍五割增の令あるものは。非常の高價にして。縱令相對賃錢と雖とも。殆徑庭なきものたり。驛吏此等の上旨を辨せす。更に倍增賃錢を要求するものは。恩典に褻るゝの致す所にして。惡むへきの甚しきなり。自今不當の人馬賃錢を貪るべからす。又驛傳の指揮を受けさる郷村馬夫等にして。非常の賃錢を貪求するものあるを聞く。此等皆其姓名を錄して以て之を訴ふへし（驛遞局記錄）。」同二年正月令す先に上下大夫。及上士罷。東海道旅行の日。其相對雇人馬賃錢は。定賃錢三割を給するを聞く。元來相對雇賃錢に一定の制法あるにあらす。其路次の嶮易。及往還の繁閑等に從て之を定む。依て自今相對賃錢は。皆其地の時價に從て之を償ふへし。」同年七月。又令す。去年五月。諸道各驛付屬を命する助郷各村の定賃錢。尙未だ其人馬實費を償ふに足らさるを以て。屢就役の困苦を告く。自今特例を以て公私の別なく。人馬賃錢は皆其米價に比較し。驛郷をして賃錢補闕等の繁累勿らしめん。但去年五月以來。就役の補充は。須く東海道各驛付屬諸村總高割年賦を以て之を償還すへし（驛遞局記錄）。」同年九月令す。先に東京以西京都に至る人夫。一人の雇賃金三兩を改て三兩二分と爲す。」同年十二月令す。前令人夫賃金三兩貳分を改て。金三兩壹分とし。東京より奥州街道白川に至る人夫一人金一兩一朱。甲州街道甲府に至る金三分三朱。其他支道は人夫一人十里の賃錢。永二百三十文と爲す（憲法類編）。」同三年三月令して天社神道と稱し。土御門家の免許を以て。其傳符を挿付し。雙刀を帶し。定賃錢を以て。旅行するを禁ず。」同年十一月令す。先に東海道の驛法を更革す。其他諸道も亦漸々其令あるべしと雖ども。今暫諸道人馬元賃錢も。亦東海道に准して十二倍增となす。但各驛助成金。及刎錢等は皆前令に從ふべし。」同五年三月令す。今舊銅貨品位改定の令ありと雖も。驛傳人馬賃錢は。尙九六錢の舊法を慣用する者あり。自今一切丁錢法を用ふべし（類聚法規）。」同六年八月。各府縣に令す。各驛陸運會社遞送賃錢は。其の時宜に從て時々之を變更すべきを以て。本年十月以降四年十一月令する所の東海道各驛賃錢表を廢す（憲法類編）。以上驛遞志稿載る所を抄す。（ウンソウの部參看すべし）。明治六年

以降は。陸運會社に附て相對雇のとなり。從來の宿驛問屋場等は廢絶せり。御駄賃竝人足荷物貫目の次第。德川幕府の舊記。竝地方書類に見えたるをあぐ。駄賃竝人足荷物之次第。御傳馬竝駄賃之荷物壹駄重サ四拾貫目。歩持之荷物壹人重サ五貫目長持壹棹重サ三拾貫目。但人足壹人重サ五貫目之積。三拾貫目之荷物者。六人して持べし。夫より輕き荷物者。貫目に從ひて人數減すべし。此外何れの荷物も是に准ずべし。乘物壹挺次人足六人。山乘物壹挺次人足四人。」御朱印傳馬人足の數御書付之外に多く出すべからざる事。」道中次人足次馬の數縱國持大名たりといふ共。其家中共に東海道者百五拾人五拾疋に過くべからず。此外傳馬道は二拾五人二拾五疋に限るべし。但江戸京大阪之外道中に於て人馬共に通すへからさる事。」御傳馬駄賃之荷物は。其町々之馬不殘出すべし。若駄賃馬多入時。在々所々より雇。たとひ風雨の節といふ共。荷物遲くなき樣に相計ろふへき事。」人馬之賃御定之外增錢を取るに於ては。牢舍せしめ。其町之問屋。年寄者過料として鳥目五貫文宛。人馬役之者は家一軒より百文宛出すへき事。附往還の輩。理不盡を申掛又者往還の者に對し。非分の事あるへからさる事。右之條々可相守之。若於相背者可爲曲事者也。正德元年五月日奉行。「定」江戸よりの駄賃竝人足賃錢。」品川迄荷物壹駄九拾四文。乘掛荷人共同斷。から尻馬一疋六拾壹文。附あふ附はから尻に同し。夫より重き荷物は本駄賃錢に同しかるへし。人足壹人四拾七文。」千住迄荷物壹駄九拾壹文。乘掛荷人共同斷。から尻馬壹疋六拾文。人足壹人四拾六文。」川口迄荷物壹駄百四拾文。乘掛荷人共同斷。から尻馬一疋九拾文。人足壹人六拾七文。」板橋迄荷物壹駄九拾四文。乘掛荷人共同斷。から尻馬壹疋六拾壹文。人足壹人四拾七文。」上高井戸迄荷物壹駄百六拾壹文。乘掛荷人共同斷。から尻馬壹疋百八文。人足壹人七拾九文。」下高井戸迄荷物壹駄百四拾九文。乘掛荷人共同斷。から尻馬壹疋百文。人足壹人七拾三文。泊々にて木賃錢主人三拾五文。召使壹人拾七文。馬壹疋三拾五文。右之通可取之若於相背者可爲曲事者也。享保三年十月十日奉行（御觸書留）。」品川附出荷物貫目定書の事。本馬一駄乘掛三拾六貫目。此外蒲團中敷跡付小付等二三貫目の用捨仕るべく。輕尻十八貫目。此外右同斷。駄荷一駄四十貫目。人足一人持五貫目。乘物一挺六人掛り。山乘物一挺四人掛り。長持一棹三十貫目（但し六人がゝり）。以上。」江戸より大阪まで道法百三十七里四丁一間。但し（馬次五十六宿外人足役一宿）。但し寶永四亥年十月地震に付道付替り此度十三丁增。上り本荷一駄〆高錢七貫七拾三文。内一貫六百四拾貳文此度三割まし。同荷なし駄賃〆高同四貫六百七拾九文。内一貫七拾五文右同。同人足賃錢〆高同三貫五百文。内八百拾文右同。下り本荷駄賃〆高同六貫九百四拾貳文。内壹貫貳百五拾九文右同。同荷なし駄賃〆高錢四貫五百五拾九文。内壹貫貳拾七文右同。同人足賃錢〆高同三貫四百四拾五文。内七百五拾七文右同。」江戸より京都まで道法百二十六里六丁一間。但し馬繼五十三宿。上り本荷一駄〆高六貫六百七文。内壹貫五百三拾三文。此度三割增。同荷無し駄賃〆高四貫三百七拾文。内壹貫七百文右同。同人足賃錢〆高三貫貳百七拾五文。内七百五拾文右同。下り本荷駄賃〆高六貫四百七拾九文。内壹貫百六拾七文右同。同荷なし駄賃〆高四貫三百七拾四文。内九百六拾六文右同。同人足賃錢〆高三貫貳百二拾五文。内七百貳拾五文右同。右〆高の外荒井桑名船賃兩所合て。荷物一駄〆高百四拾六文。内三拾壹文右同。馬一匹口付とも百四拾五文。内三拾壹文右同。人足一人〆高五拾七文。内拾貳文右同。」江戸より草津まで道法百廿九里十五丁五十三間。但し馬繼五十一宿。上り本荷一駄〆高五貫九百四拾八文。内壹貫文此度三割まし。同荷なし〆高三貫九百壹文。内六百五拾壹文右同。同人足賃錢〆高貳貫九百七拾五文。内五百文右同。」佐屋路道法合九里。舟路共馬次四宿。上り本荷駄賃貳百四拾貳文。内三拾九文二割まし。同荷なし百五拾八文。内貳拾六文右同。同人足賃錢百二拾貳文。内二拾文右同。右の外佐屋より桑名までの舟賃左の通り。荷物一駄三拾壹文。内八文右同。馬一匹口付とも四拾貳文。内一人右同。人足一人拾七文。内三文右同。」水戸佐倉道（水戸佐倉道宿々は助郷村これなく。水戸家往返のときのみ。引付にて人馬出し候よし。助郷と定まり候村はなきことなり。尤も御證文もこれなきよし。享保六丑年十二月。目付壹岐守かゝりの道中。與力へ承り合候處。右の通申來る）。」江戸より千住宇都宮通り日光坊中迄。馬次道法三十六里十二丁二十間。但し馬次二十三宿。本荷一駄〆高壹貫五百拾五文。内貳百五拾文貳割まし。荷なし一駄〆高壹貫五拾文。内百拾四文二割まし。人足賃〆高七百八拾九文。内百二拾九文右同。」日光道中より壬生通岩槻通り江戸まで道法三十五里半二十間。但し馬次十九宿。本荷一駄〆高壹貫五百貳文。内貳百五拾文右同。荷なし〆高九百九拾四文。内百六拾四文右同。人足賃〆高七百五拾壹文。内百二拾一文右同。」甲州通り信州諏訪まで道法合五十三里二丁二十三間。但し馬次四十四宿。本荷駄賃〆高貳貫五百七拾八文。内四百三拾壹文貳割まし。荷なし〆高壹貫七百四文。内貳百七拾九文右同。人足賃〆高壹貫貳百九拾壹文。内貳百三拾六文右同。」江戸より奥州岡役所まで道法七十七里三十一丁半。但し馬次三十九宿。」岡より水澤まで八里。同所より荒濱まで十三里。」同所より米

澤陣屋まで十六里(川井役所までなり川井より高畑役所まで三里なり)。」米澤川井役所より八の戶まで八十六里。」酒田港より品川まで海上三百七十九里。」荒濱より品川まで海上百三十九里(地方落穗集)。」右は參考のため所見の一二を出す。

タツクリ　田作。(イワシを見よ)

タテ　楯は。木若しくは鐵にて作りしものなり。又竹束とは竹を束ねて楯に製せしものをいふ。この竹束は甲斐の武田家の創作に係りしものといへり。いつれも軍中矢石を扞ぐの具にして。楯の如きはいと古くより用ひ始めしものなり。而して古記にも。産巣日神より大國主神に御諭のうちに。百八十縫の白楯ゐ供造り。また汝の祭をなさむものは天穗日命なりとあり。その後天神の御子天御鳥命を楯部として。天降したまひて。大神の宮に御裝の楯造りき。至レ今楯桙を造りて皇神等に奉る楯縫の地是なり。上古は笠の如く縫ひて作りしものなり。軍器考云。日置天窟に入り給ひし時。八百萬神。天八湍河の河原に。神會につどひて。其祈謝すへき方を議り。種々の物儲備られしに。彥狹知神をして。作盾とすと見えたれば(舊事記に)。此物神代よりありけり。されば天神地神祭らるゝ時に。此物を用ひらるゝ事もある也。三十四代の朝廷の御時に及て(推古十一年)。廐戶皇子朝廷に請せ給ひて作られし大楯は。鹵簿の類とぞ見えたる。其後四十一代の朝廷(持統)四年の春正月。物部麻呂朝臣大盾をたて神祇伯中臣大島朝臣天神の壽詞を讀畢て。忌部宿禰色夫知。神璽劔鏡を。皇后に奉上て。天皇の位に即せ給ふなどいふ事も見えたり。鐵盾は十七代の朝廷の御時(仁德)。百濟王の獻りしを。盾人宿禰して射さしめられき。此らは專ら戎の備とぞ覺ゆる。大伴毘羅夫連が。手に弓箭皮楯を執て。馬子の大臣を守りしといふは。和名抄に見えし歩楯の類なるへし。彼抄に兼名苑を引て。楯一名は櫓。太天とよむ。又釋名に狹して長きを歩楯といふ。歩兵の持ところ也。天太天とよむ也と注せり。さらば後世に持楯といふ物歩楯の制にして。搔楯といふはかきならぶへき物。近代に疊楯などいふ物の類にや。ひしぎ楯といふ物は(太平記に見ゆ)。竹にて作れるをやいふ。近き比鳥銃の始れるより竹を束縛て。楯の類となす物を竹束といふは。甲斐の武田の家にて。作り始めしとぞいふなる。」和訓栞云。たて盾を訓するは隔の義也。神代より見えて鹵簿の類也。よて一名櫓也。えの木くすの木なとを用と云り。鐵楯。皮楯。白楯は日本紀に見え。歩楯は和名抄にみえたり。今持楯。搔楯の名目ありて專ら戎器とす。太平記にひしきだてといふ物も見えたり。」又竹束の事。和漢三才圖會云。按竹立牌束レ竹以代二大盾一。乃名二竹束一。武田信玄家臣有二米倉丹後一始作レ之。最簡易而避二矢石一之功不レ劣二於大楯一。高七尺橫一丈許而穿二小孔一。令下二砲弓巧手一在中其陰上。進退任レ意。今謂二牛竹束一是也。蓋登檀必究有二竹立牌一。其制與二此趣一一也。和漢巧術偶相合亦奇也。有二車竹束如二楯事一。有二植竹束一立レ柱嵌レ桃編レ竹以避二矢石一。然不レ便二于進退一。」とあり。秀吉の朝鮮征伐に。明軍砲矢を飛ばして城に近づき難かりしかば。加藤淸正等龜甲車を作りて。其の中に隱れ。城の石垣を壞して勝利を得しと云へり。

盾背

盾面

タテズナ　立砂。(モリズナを見よ)

タテハキ　帶刀。(タチハキを見よ)

ダテフウ　伊達風。世にだて風と云ふ語あり(タムゼムフウ參看)。嬉遊笑覽云。だて風。たてとは立なるべし。物をたて通さむとするをいへり。夫木に(爲家)「いざさらば茂り生たるとがの木の。とが〳〵しさをたてゝ過さん」。著聞(十五)西行法師の事をいふ處に。世をのがれ身を捨たれども心は猶昔しにかはらずたて〳〵しかりけるなり。沙石集(六)。山伏はたて〳〵しきものを。又ある女房の腹あしくたて〳〵しかりける。又(五)。學匠之怨解と云條。便宜をうかゞひて太刀を拔て走りかゝりけるを何事ぞと問へば。一日惡口したりしためしたてんずるぞかしといひけるとあり。辱められし憤りを報せんとなり。此たてんずるといふ詞。たて〳〵しきといふたてとおなじ。後世たもじ濁りて云は。男立。腕立。健氣立などいふよりいひ習へり。さるを伊達氏の小者が風なりなど云は附會の說なり。」按するにだて風。だて者などのだては伊達なるへし。貞丈雜記云。古ばさらなる人と云しを。今はだて者と云也。ばさらを好む抔と舊記にみえたり。的出張記に。どんごうを十二三も指事。自然雪野などに。若き衆ばさらにさゝれ候。御供の時などは斟酌すべしとあり。ばさらにさゝれ候とは。だてにさす事也。風流を好むを云也」とあり。又一話一言にも。寶永三年に二條の御城へ行幸。此時伊達政宗の家來共。皆々びゝ

しき衣類を着しければ。諸國の人々に習りし故に。其時の人々。あれは伊達者と云ひ始めしより以來。今に至て風流の人をば伊達者と云ひ習はしけるとなり」といへり。三溪按するに。此説の下略なるべし。帝國博物館に藏する政宗が羅馬法王に贈れる文書の。羅馬文字の署名にイダテと綴れり。當時伊達をダテと讀みしや否も詳ならず。

タテフシマヒ　楯節舞。（マヒを見よ）

タ子ガシマ　多禰島。和漢三才圖會に云く。多禰島（俗作二種子島一。或爲二多尼一。或爲二多褹一。）天武天皇六年八月。多褹島使人等貢二多褹島圖一。其國去レ京五千餘里。居二筑紫南海中一。切レ髮草裳。粳稻常豐。一植兩收。其土毛。支子。莞子。及種種海物等多。淳和天皇天長以前。不レ擂二國郡一。有二能滿。益救二郡一。如二一島一。自二天長元年一隷二大隅國一。而能滿合二於馭謨一。益救合二於熊毛一。多褹島人皆其寺法華宗。日隆上人爲レ祖。攝州尼崎本興寺也。凡東西十八里。西北四里餘。（北至二大隅内之浦一十八里。亥子至二薩摩山川一三十五里）。又續昆陽漫錄にいふ。多褹島は。古へ一國なりといふひとあり。按するに續日本紀。天平五年六月丁酉。多褹島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人。賜二多褹後國造姓一同十四年。大隅。薩摩。壹岐。對馬。多褹等國云々と（薩摩。壹岐。對馬は日本紀にあり。和銅六年始置二大隅國一）あれども。この文疑はしければ。多褹は島にて國にあらずとあり。

タノモシカウ　頼母子講。（ムジムを見よ）

タナバタ　七夕。（シチセキ及びホシアヒを見よ）

タナバタオドリ　七夕踊。一に小町踊といふ。歳時記に。還魂紙料を引ていふ。正保の頃の畫巻に。七夕踊の圖を載せたる。其詞書に云。扨も七月七日は（中略）。乞巧奠とて。人みな今宵は七夕祭するもなまめかし。こゝに七つ八つばかりなる小姫たち。美しく出立。太鼓を手毎に持つれ。面白くうたひ踊まはるも。みな是七夕をなぐさむる事。昔今に劣らずとかや云々。七夕踊とて別にあるにあらず。小女の人情に盆をまちかねて。七夕よりをどる故の名なるべし。愚案問答に云（享保十七年著）。七月七日七夕を祭る（中略）。面白く歌をうたひ。大内かた町。かた小路。友達のかたへゆき踊をかけたり。むかしより小町といへば。人毎に美人のやうに思ひ名つけて小町踊と名付たり云々。七夕踊を小町踊ともいひしなり。小町踊といへる說はわるしとあり。

タバコ　煙草は。慶長十年（又は元龜年間）。南蠻より舶來し長崎櫻馬場に培養せしものなり。青江秀氏の煙草錄に。煙草はもと亞米利加洲の答跋鶴島中に産し。我に先たつて歐洲に傳はること四十餘年なり（薦錄に引く所の蘭書）。慶長年中種を海舶に得たりと云ふものは。本邦諸州に於て嘗て培養する所の各種の煙草なり。是即ち薦錄に載する所の第一の種類にして。其葉其莖を抱いて生ずといふもの是なり。第二の種類なる。其葉其莖と共に長く。其花鈴兒の如しといふものは。其種いまだ我邦に傳來せるを聞かず（近來舶齎せるは。自づから別なり）。然るに余親しく鹿兒島にありて。薩隅國中を巡歷し嘗て其國の極南なる。日置郡串木野鄉の高田冠嶽の巖洞の内に於て。發見する自然生の煙草。及び揖宿郡山川鄉に於て見る所の山煙草なるものは。第二の種類にして。現に歐米人民の嗜好に適當し。亞細亞南北の群島。及び土耳古。亞米利加等にて盛んに培養する煙草の種類なり。自然生の煙草の平生人跡至らざる高山の絕壁に生長し。只その岩際に滋潤せる清水のために養はれ。數百年間莓苔と共に榮枯するを見れば。今を去ること三四百年煙草いまだ人間に知れざる時世の景況を見るが如し。此種の如きは。必ず嘗て其種を鳥類の體中に寓せしより。遙に遠洋を渡りて此巖洞の内に傳播せるものなるべし。又山川鄉に産する山煙草の如きは。これを培養するもの至て少なく。僅々好事野人の喫料に供するに止まるのみ。其由來する所また得て考ふ可らず。日本煙草ありてより殆ど三百年。今日はじめて日本嘗て此種の煙草あることを記するまた奇なるかな。豐太閤の時の落書に。「きかぬものたばこの法度錢法度。玉のみこゑにげんたくの醫者」といへるは。文祿の頃のをはり。されば此時分旣に此法度あるを見れば。諸書記する所の。天正年中切支丹始めて我國に入り來りしといへるも。さもあるべしと思はる。され共これ皆煙草をもち渡りしとにて。我國に於て煙草を培養せしとにあらず。其の頃の煙草を用ひしとを記せしものに。竹の筒の節をこめ。そこに穴をあけて。先の方を火皿とし。煙草をつきて吸ひ用ひたりといふ。最初は西國筋よりはやり出し。中國五畿内と次第〳〵に。人々もてはやし。未だ關東筋にてはたばこを用ふることさへも知らざる程なりしが。いつの程にか段々とはやり出し。きせるを作る細工人なども多く出て來りて。竹のきせるなどはとくに捨りはてたるが。老人の物語りなれば。最初のはやり始といふは。さのみ久しきことにあらざるべし（落穗集）。會津年譜に。後陽成院の御世。文祿四年に一歩判始より。煙草始めて用ふとあれば。關東筋にはやりしは。或は其の頃のとなるにや（安齋隨筆）。慶長四五年のころ。たばこ一枚の價銀三匁程したりと云ひ（長澤聞書）。また慶長十年の頃には。奥州の

タバコ

地まで流布したりといふ(奥州四家合考)。右等の事蹟を以て考ふれば。人類には自然と深く。此草の煙氣を嗜む性ある者と見えて。一度この物の我國へ入るや否。忽ち全國中に廣がりしものなるべし。また我國民が此草の種子を得て培養せしは。慶長十年のことにして。始て長崎の櫻の馬場にうゑ。其後また山城の花山にうゑ。後また和州の吉野に植ゑたりと云(寛政重修譜。大參河志記年錄。慶長年錄)。され共予が親しく薩摩にあつて。彼の國の舊書記文書を見るに。慶長の卯年初めて其種子を得て。薩摩國揖宿郡。指宿の里に植ゑしものは。日本煙草栽植の濫觴にして。島津氏その種を以て其親戚なる京都近衛家に贈り。始めて之れを山城の花山に植う。故に名つけて花山煙草といふ。其種次第に蔓延して。遂に全國に廣がると云ふ。」予熟々其の顛末を考ふるに。當時島津氏歷代ともに屢々海外に通航し。盛んに貿易をなし居たるに依り。或は是等の事なしと云ふべからず。今其一例を擧げんに。慶長九年には。島津陸奥守忠恒に。暹羅國及び東埔寨の渡海の御朱印を賜はり。同十年に安南國及西洋國渡海の御印を賜はり。十一年には兵庫頭義弘。呂宋商船の破船を憐みて。新に船舶を造り書を裁して之を送る等の事蹟あり。當時外國交際親密なりしは。或は後世想像の外に出づることもまた多かるべし。是等の事に依りて考ふれば。之を薩摩に直輸して。揖宿の里に試植せりと云は。信を措くに足るべきもの〻如し。同十二年七月。人々蠻語にキセルと云ふものを懷中して。競ふて煙を吹きければ。無益の物なりとて。堅く之を禁ぜらる(政事錄。君臣言行錄)。同十三年十月此の二三ヶ年來。貴賤上下となくタバコと云ふものを翫弄し。諸病平愈の爲とは云へども。却てこれを吸ひしものは悶絶して頓死する者あり。依て再び禁ぜらる(官本當代記。慶長見聞書)。同十四年四月江戸の城内に於て煙草を喫用することを嚴禁す。(古老雜話。駿河國巡村記)。此頃京都に於て荊組。皮袴組など云へる徒ら者七十四人を搦め取り。頭分の徒ら者四五人成敗に處せられ。殘る者共は之を放免す。是より天下普ねく煙草の法度仰せ出さる。右のいたづら者等は。腰に大煙管をさし。或は下人に持せなどして。其組合の風儀となせり。是等の事より。同年七月に至り。煙草彌々禁ぜらる(慶長年錄)。同十七年八月六日。又た煙草の禁制仰せ出さる。「條條。たばこ吸事被禁斷畢。然る上は賣買者迄も見付る輩は。雙方家財可被下也。若又於路次見付候はゞ。たばこ並に賣主を所に押置可言上。則付たる馬荷物以下。見出者に可被下事。右の趣御領内へ急度可被相觸。此旨被仰出候也。仍て執達如件。」(安齋隨筆)。是より先き信州生坂稱名寺の禪僧西國筋を修行しけるとき。長崎より種子を持歸り。我庭に作りしより段々廣まり。隣村にても多く作り出し。終に諸國へ運送して。一國の產物となるに至りしと云ふ。其中同國犀川の河上に。川並三ヶ村といふ處あり。其内の上生坂に於て製するもの上品の聞えあり(善光寺名所圖繪)。又た或る老人の物語に。越後の出雲崎に於て。天正十七八年の頃の檢地帳を見つるに。煙草屋何某と云へる名を載せたり。されば其頃既に越後にも亦た煙草屋ありしを見るべし(めさまし草)。元和元年五月天下に令して煙草を嚴禁す(慶延略記溫古要略)。當時の島津文書を見て其制令の苛酷なるを想ふべし。其辭に曰く。先日鎌右京亮を以て申上候。今度たばこのみ申候衆。御曖の儀。知行を被召上。尤の由申上候。就其よく〳〵被聞召候へは。かしらたち候衆のみ申由候哉。左樣にてはめしにくき儀も可有之由。尤に存候。就中比宮内少。鎌又七郎此兩人抔ものみ申由候哉。於必定は笑止に存候。猶々慥かなる證跡被成御尋。重て可被仰聞。此方にても可承事。」今度於途中諸人をも不憚。をしいだしのみ申候衆は。先知行被召上かげ〳〵のみ申候衆は。其沙汰可仰付やうも可有之候間。かたく御法度被仰出。上を何共不存をしいだしのみ候者は。深々數罪人にて候。先此衆は可及御曖くと存候。」この頃承付候西丸女房共たばこをのみ申候つるよし承付候て。内々きかせ申候。正儀相知れ申候はゞ。重て從是又々可申上候。恐惶敬白。元和元年二月二十七日。陸奥守家久判。惟新樣參尊報。」また提醒紀談に。元和二年十月三日に仰出されし趣。「條々。たばこ作もの。町人は五十日。百姓は三十日。自分兵粮に而籠舍たるへき事。」同賣候もの同前の事。」同作り候在所は。爲二過料一百姓壹人に付て鳥目百文づゝ可レ出事。」同作候所之代官。爲二過料一五貫文出へき事。右之條々堅所被仰出也。仍下知如件(東武實錄)。予は煙草を好まざれば。その味ひの趣は解し得れども。いかばかりのうまみありてか。誰人も好きて。たま〳〵煙具を遺れて他行する時は快々として樂ずといへり」とあり。また煙草錄に。羅山文集に。當時水戸羽林家より。常陸の國赤土の畑に產せる煙草を以て。林羅山に贈るを謝せる文あり。其中に三品羽林源君賜二赤土。莨蕩。幾多束一箇。厚荷之至謝而有レ餘。赤土者君封國内之腴地。此草頁產之勝區也。嘗レ之則尋常煙火食レ之所レ不レ及也云々。といへるを見れば。此時既に赤土煙草の聲譽高きを知るべし。されば關東に於て。煙草培養の開けしも古く久しきとなるべし。其後寬永の末年に至りては。諸國何れの地にも多く煙草培養をなせしと見えて。當時天下の侯伯に令せし條例の文左の如し。」當年者諸國人民草臥候間。百姓少々可令用捨。此上若當作毛於損毛者。來年可爲飢饉。儉約之儀兼而

雖被仰出。諸士も彌存其旨。萬事相愼可減少之。町人百姓以下者食までも其覺悟いたし。不及飢樣可相計者勿論。百姓等は常々猥に米不給樣に可申付事。」五穀蕃ついゑに不成樣可申付事。」來年よりは本田畑にたばこ作る可らざる事。右條々被仰出候間被得其意。家中之者竝領内寺社之輩。町人百姓堅可申付者也。寛永十九年六月二十九日。五味金右衞門。小出遠江守。石川土佐守。曾我丹波守。久貝因幡守。永井日向守。永井信濃守。板倉周防守。松平薩摩守殿。」延寶三年八月更らに天下に令して。本田畑に煙草を培養すべからざるの舊令を復す。七年三月多く煙草を培養すれば。必ず米穀の產出を妨ぐるを以て。又た更に本田畑に煙草培養を禁じ。新たに山野を開墾して煙草の培養をなさしむ。又た煙草賣買より生ずる一切の訴訟は。惣て裁許をなさゞるの旨を令す(武家嚴制錄)。又た煙草は。所謂蠻夷の國より渡りし草なるを以て。緇流は殊に之を嫌ひ。常に其の門徒を戒めて嚴に其喫用を禁ぜしといふ。黃檗隱元の詩に曰く「一管狠煙吞復吐。恰如炎口鬼神身。當年鹿苑有此草。不說五辛說六辛。」元祿六年十月令して。江戶東西兩城内外の下馬所に於て。煙草を喫用するを禁ず(常憲院殿御實記)。八年十月町奉行に令して。其部下の與力等をして。晝夜の別なく江戶市中を巡廻せしめ。妄りに途上に於て煙草を喫しながら。往來するものを追捕せしむ(令條記)。十五年十二月二日。先に屢々煙草を以て多く本田圃に培養すべからざるの旨を令すと雖ども。近年に至り頻りに煙草を培養し。年年夥しく作り出すにより。來年より其培養高を當年の半額に減ぜしめ。且つ其殘れる土地には。土宜の穀類を仕付けしむ。若此旨に違犯するものは曲事たるべきを令す。右公領は奉行代官。私領は其地頭より。堅く之れを命ぜしむ。又今年煙草を培養なせし地の反別を記して。來年二月迄に勘定所に出さしむ(日記)。寛政元年三月十五日煙管其他の煙具を造るに。蒔繪及び金銀の類を用ゆるを禁ず(憲法類集)。すべて昔は煙草を懷中することなし。故に煙草はよくとゝあしくとも。亭主の出せる煙草盆の内に在るたばこを吞むなり。其吞みやうは亭主の座敷へ出るまで客は之れを吞まず。亭主物語して煙草まゐれと進むれば。客は之れを辭退して先づ御亭主より參れと。酒の禮茶の式などの如く。二三度も辭退す。其時亭主は重れて鼻紙をのべ。煙管の鍔をはづし。紙を以てきせるを拭ひ。是にて參れと差し出す。客戴きて之れを吞み。たばこよくば能き煙草なりと褒むるなり。一ふくも二ふくも吸ひて又鍔をかけて。我前に置きて歸る時は。紙にて之を拭ひ。たばこ盆へ入れるなり。其煙管を拭ふときに亭主は其儘に差置かるべしと挨拶す。若し亭主の方頭役なるか親方なれば假令亭主より吞めといはるゝとも。給へずと云つて吞まぬを法とす(白野夏雲曰く。蝦夷の土人の煙草を吞む。主客の禮式殆んど此の如し。昔日内地より傳はりしものなるべし)。其頃はかくれなき徒者といはるゝ人なりとも。無法なる腕立てをなして。我意を盡したる人なりとも。慇懃なる座敷或は親分老人などの前に於て。煙草を吞みし人なしと云ふ。今時は其吞みやうも不作法千萬なり。昔は煙草入を落したりとも。自分の物にあらずと云ひて。隱しけるとなん。其頃の煙草入は青漆か水いためか。吹絵か墨流などの類にて隨分麁末なる品なりと云ふ(賜蘆拾葉)。又た寛文の頃迄長壽せし老人の物語に。煙草は南蠻人我朝へ往來して之れを吞み初めたり。其時分には小さき蠟燭をたてゝ吞みたる人多し。然るに間もなく大いにはやり出し。上も下もおしなへて珍重することとなれり。其以前世上にコセ瘡といふもの流行せしに。煙草を吞める人は。此煩ひなしと云ひはやらせて。廣く世上にひろまれり。然れども近代の如くに華美なる煙草道具はなし。只た竹きせるとて細き竹の節をこめて。火皿程に切り。眞書の筆の軸ほどのものを橫につけて吞みしなり。故にきせるを持ちたる人は。至て稀なり。依て下々などは。直きに煙草の葉をくる／＼とまき。其吞口に紙を卷き火を付けて吞みしと云。當時十萬石とり給ひし大名の煙草を吞みたるを見しに。先づ近習の小姓を呼び。煙草吞むとあれば。彼小姓片手に釣の付きたる火入に。火を入れたるを提げて立ち出で。火入の脇に一つの小石を置き。又其片手には唐革の二尺四方程なるを四つ折にして持ち來り。之れを主人の前におく。其唐革の内にきせると煙草あり。火入を其の革の上に置き。煙草をつぎてさし出す。主人吞み給へば石にて灰を落し。右の革をもとの如くたゝみて勝手へ入る。又た煙草吞まんと云ふときは。幾度にても此の如し。大名さへも右の通りなれば。下々にては今の如く煙草盆など云ふ者は。あらざりしと云ふ(保曾川)。又た德川家に於て。煙草を用ひしは九代將軍家重公の時より始まりしが。固より表立ちしことならねば。唯内の御用とのみ呼べり。十代將軍家治公は。ことに節儉を守り給ひしかば。火壺は眞鍮。煙管は銀の外は用ひられざりしと云ふ(浚明院殿御實記)。煙草の我國に入りしより。僅かに八十年前後なるに。早くも全國に廣まりて。名煙を產するの地多し。天和三年に成れる千種日記と云ふ書に。當時の景況を記して曰く。今の世の中に處まりて。京。江戶に集まる煙草の品々。數しれぬこととなれり。中にも上野國に高崎。岩崎。石原とて名物あり。甲斐國に小松。藥袋。信濃國にケンコ。井上。生坂。ホシナ。サカキ等あり。陸奧國に田代。仙

東。白石煙草あり。常陸國に赤土あり。大和國に吉野あり。丹波に筵山。福知山。伊豫國にタンバラ煙草。阿波國に野田の院カラサト等の名物あり。越中國にヘックソ煙草。長崎に青煙草白煙草あり。此外國々になほ名を得たる煙草多かるべし。(安齋隨筆)爰に薩摩。大隅の煙草のなきは何故ぞや。又た長崎に青煙草。白煙草といへるものあるは不審なり。然るに天和三年を去ること殆ど二百年。明治十年に至り。現に東京大阪の市場に於て。價格日々に昇降し。常に其商家の目的となりて販賣せらるゝ著名なる煙草即ち左の如し。」東京煙草市場。」長崎刻上中下(但此の長崎煙草と云ふ者は。概して薩摩國出水郡出水野田高尾三ヶ郷の煙草を以て之れを製するなり)。薩州國分上中下(但此に國分と號する者は多くは薩摩國薩摩郡吉田蒲生重富櫻島等の産)。相州秦野上中下(但相模足柄下郡大住郡等より出づ菖蒲澁澤等の絲地ありて近來其の地歩を關東に占めたる者の如し)。武州秩父上中下。丹波野々村上中下。總州小糸上中下。豐後臼杵刻。上州館上中下。岩城松川上中下。野州根口上中下。岩代須賀川刻上中下。丹波和知筋上中下。陸前仙臺上中下。信州生坂刻上中下。野州山根刻上中下。阿波刻上中下。備中松山刻上中下。備中中津井上中下。」大阪煙草市場。」馬關薄紅葉(但薄紅葉は木地最上の刻煙草の銘なり總て大隅國噌唹郡清水郷襲山郷等に産する煙草を以て之れを製す)。薩州國分名所。薩州國分上。馬關二羽鶴(但品位。薄紅葉に亞ぐ皆薩摩煙草を以て之れを製す)。薩州出水口。薩州垂水。薩州櫻島。薩州帖佐口上中下。馬關刻上(但唯馬關刻と云ふものは。多くは北國向きの煙草を云ふ矢張り薩摩煙草を以て之れを製す)。薩州根占。丹波山本。丹波野々村上中下。阿波大阪向小紙上別品。丹波舞。信州生坂刻上中下。阿波大阪向小紙上中下。阿波東京向小紙上中下。和泉新田上中下。長州外國輸出口上中下。備中松山刻古上中下。備中中津井上中下。備中松山刻新上中下。備後福山。」以上東京大阪の市場に輻湊する諸國煙草の中に於て。薩隅兩州の煙草のみ獨り其高位を占め。價格天下に冠たるものは他なし。啻に其地の膏腴なるにあらず。又た其種の良好なるが爲めに然るにあらず。是れ此の薩隅兩州の人民は積年此業に黽勉し。深く煙草培養の術を研究し。耕耘其宜きを得るを以てなり。今ま大隅國噌唹郡國分郷の名農服部權兵衛が家に傳來する。寛永以來の古煙草十八種を得るが故に。大約每五十年産出の煙草。五種の名稱を左に記す。寛永三年天神坊。延寶五年車田。享保五年氣色森。天明七年砂走。文政九年砂走。」此の如く日本現今の煙草は。原と薩摩大隅に發せしより。終に全國に蔓延し。如何なる海島邊裔と雖ども。地として煙草培養をなさゞる所なし。今其傳播の次第を論ずれば。最初九州の地に起り。直ちに之れを畿內山陰の地に致し。更に二分して一は南海道に向ひ。一は東山道に入る。其流布の迅速なること置郵して命を傳ふるが如くなり。夫れ此の如く煙草の培養天下に洽ねしと雖ども。唯之れを以て內國人の需用に供するに止まり。未だ海外人民の嗜好に適せざるものは他なし。往昔寛永鎖國の後。二百有餘年間海外と絕交し。異邦の事情に暗らきにより。彼國煙草の嗜好既に變ぜるを知らざるに因る。」以上に於て煙草の沿革を知るべし。

【煙草店】は何時出來しと云ふ事を知らず。嬉遊笑覽云。我衣に云。貞享年中にて。刻たばこ見せ賣ばかりにてせり賣なし。葉煙草を調へ手前にて刻むなり。然れども若き女中などは。脂ふかきを嫌ひ。刻たばこやにて色黃なる和かなるを調へ飲みたり。元祿中より刻たばこせり賣出る(箱の圖あり引出し多くありて。提るやうにしたる箱なり)。其後元文年中。神田鍋町に叶屋と云ふ刻たばこや荷ひ箱にして。六七荷出て江戶中を賣弘めたり。寶曆年中には刻たばこ荷ひ箱となる。(或人筆記に云。我等幼年の頃(寛保)は。藥簞笥の樣なる箱に引出しを付。其內に仕切を入れ。二行に刻煙草を入。わらび手の環ありて。此を肩に片かけにし。通行して賣る。右の環かちや〳〵と鳴に因て。かちや〳〵たばこと云り。此者五十ヶ年以前より絕たり。明和の初を云ふ。又云。我等二十歲頃迄は。たばこ刻みやう五分切と云て。あらく刻むを伊達とす。近年は至てほそく絲の如く刻む。別て近頃はこまの木口をこすりてのみ見ゆるを。こすりと云て賞美す)。提る箱も稀に殘りたる今も有べし。本所四ツ目の青物市に。每朝その箱を提て出る烟草屋有り。(忠兵衛といふ老夫なり)。黃なるを薄色といふ。六玉川に。せきの小まんもうす色をのむといふ句有り。昔はたばこのむ女稀なりしとぞ。娘容儀草子に。昔は女のたばこ吞むを。遊女の外は怪我にもなかりしをなるに。今たばこのまぬ女と。精進する出家は稀なりと云り。」とあり。還魂紙料に。むかし煙草を一服一錢にて賣しをあり。八水隨筆に云。煙草のひろまりしは色々の書にさま〴〵に記して見えたり。予が父弱年の比大阪高麗橋にて。唐人の裝束したる商人。竹のきせるにて一服一錢づゝにて。人にのませたるよし常に語りぬ。此話いとめづらし。この書の作者姓名は詳ならざれど。江戶の士にて享保元文中を經たるを卷中に見えたり。その父の弱年の比といふは。承應明曆のころにやあらん。」之れ一時の商法なれど。今より見れば最珍らし。維新の前まで煙草屋の看板には。國府又は秦野銘葉。又は御吞料と記しあり。中

には葉にて達磨又は女達磨の形を作り。其口より煙を吐ける圖を畫けり。明治になりては。此等の看板廢り。西洋風の卷煙草の看板のみ大なり。【本邦卷煙草の原始】明治六年墺國博覽會に赴きし。竹内毅及び石川治平兩人は。專ら卷煙草の製造に注意し。兩人共に。各同製造器械一臺宛を購入し來りたり。【竹内製】は明治八年右器械を用ゐ。葉卷煙草紙卷煙草の試驗を行ひ天覽を辱うし。毅歿後男象二郎遺業を繼き之に從事し内外の博覽會へ出品す。同器械は官物なりしかば明治十三年年賦拂下をうけ。製造業を擴張せしが。明治十七年に至り廢業す。【石川製】は同じく。明治七年開業したるが。十三年九月治平製と共にこれも廢業す。而して會社組織として開業したるは熊本縣下の阿蘇會社にして。明治七年とす。當初は需用起らず營業者の困難多かりしが。漸次世に行はれ來り。今は。村井。木村。岩谷。千葉。江副等の大製造者起り。村井兄弟商會の如きは。米國煙草會社の買收するところとなり。製造額年々に增加す。【阿片煙草】は煙草中に阿片を含有せしめて吸飲する煙草を云ふ。支那人非常に之れを嗜めり。阿片は痲醉劑にして本邦の嚴禁する處たり。故に阿片煙草を吸ふ者なし。阿片の事はアヘンの條に委し。【嗅たばこ】は圓筒の器物に煙草を入れ。くゆらせて其煙を嗅。故に此名あり。嬉遊笑覽云。一種嗅たばこと云ものの有り。其器物紅毛の細工にて。犀角瑪瑙などに金銀を飾り。精巧に造れる物あり。(其形圓扁にして。昔の薄き鬢水入の如く。蓋は蝶つがひなり)。香祖筆記。近京師又有レ製爲二鼻煙一者云。可レ明レ目。尤有二避疫之功一。以二玻瓈一爲レ餅。貯レ之。餅之形象種々不レ一。顏色亦具二紅紫黃白黑緑諸色一。白如二水晶一。紅如二火齊一。極可二愛翫一。以二象齒一爲レ匕。就レ鼻嗅レ之。還納二于餅一。皆内府製造。民間亦或倣而爲レ之。終不及。これまた鼻飲のたぐひなり。秋坪新語。天主堂にて鼻煙をもらひてかへりしをいへり。」とあり。

【煙草稅】は幕府に見す。冥加金運上銀を課收するに過きす。明治八年に至り始めて稅則を設けられたり。租稅志云。今上天皇明治八年十月四日布告。煙草稅則左の如く定め來九年一月一日より施行す。煙草賣買營業の物は其管廳より營業鑑札を受け年々左の如く納稅すへし。但煙草耕作人にして。自作の煙草を煙草賣買營業人に賣るのみにて煙草を受賣せさる者。竝に葉煙草を賣買する者は此限にあらす(按葉煙草を賣買するものは問屋と稱する巨商と雖とも。營業稅をも收入せす。之を製造煙草の徵稅に比し。頗る權衡を失するを以て。營業稅は同一課徵すへきの議あり。因て是歲十一月の布告を以て。本文竝に葉煙草を賣買する者の十一字を削除し。尚ほ十年二月に至り。煙草賣買營業人にの八字を削る。乃ち其成文。煙草耕作人にして。自作の煙草を賣るのみにて。煙草を受賣せさる者は。此限にあらすと改む。蓋し以て自用の徒をして。煙草耕作人に就き。葉煙草を購求するの便宜を得せしむるなり)。煙草卸賣營業稅一年金拾圓。煙草小賣營業稅、年金五圓。但卸賣とは煙草商人に賣るを謂ひ。小賣とは自用(自己の所用に供し賣用にせさる者)の人に賣るを謂ふ。卸賣營業鑑札を受け小賣を兼るは。別に小賣營業鑑札を受るに及はすと雖も。小賣營業鑑札を受け卸賣を兼るを得す。最初營業鑑札下付の際手數料として金貳拾錢を納むへし。營業鑑札を受たる煙草商人は仕入鑑札を其管廳より下付するにより。一枚に鑑札料金拾錢を納むへし。但仕入鑑札は一戶一枚に限らす何枚たりとも願に應し下付すべし。營業稅は年々兩度に區分し前半年分は一月三十一日限り後半年分は七月三十一日限り管廳に上納すべし。新規營業免許の者六月以前は全年分。七月以後は半年分。營業免許の際即時營業稅を納め。廢業の者七月以後は全年分六月以前は半年分を納稅すへし。營業鑑札若し水火盜難過誤等にて失却せば管廳に申出で新鑑札を受け。手數料として金貳拾錢を納むへし。改名代換轉居等は管廳に申出で鑑札を交換し手數料金貳拾錢を納むへし。製造煙草は(玉作箱詰紙包束作疊ふ紙等)。各種の大小斤目に拘らず自用の人に賣るは總て其の代價に從ひ印紙を貼用すへし但葉煙草は總て印紙を用ふるに及ばず。製造煙草印紙種類竝に定價左の如し。

壹厘　五厘　壹錢　五錢　拾錢

製造煙草代價	稅率
五錢未滿	壹厘
五錢以上拾錢未滿	五厘
拾錢以上貳拾錢未滿	壹錢
貳拾錢以上三拾錢未滿	貳錢
三拾錢以上四拾錢未滿	三錢

以上總て之に准し印稅を增加すへし。

仕入鑑札所有の煙草商人に賣る製造煙草は印紙貼用に及ばず。其仕入鑑札を證として賣るべし。」とあり。同九年行商出賣鑑札の件を達せらる。後ち時々追加の條ありしが明治二十一年四月六日に至り。煙草稅則改正の件を公布せしめらる。勅令第二十號煙草稅則は煙草營業者を分て。煙草製造人。(葉煙草を買受け刻煙草又は

巻煙草を製造する者)。煙草仲買人(葉煙草を買受け又は人の依頼に由り之を煙草製造人又は同業者に賣渡す者。製造煙草を買受け又は人の依頼に由り之を煙草小賣人又は同業者に賣渡す者)。煙草小賣人(製造煙草を煙草製造人又は煙草仲買人より買受け之を自用者に賣捌く者)のみとし。煙草營業を爲さんとする者は管廳に願出營業場一箇所毎に免許鑑札を受く。此の免許を受くる者は正實に營業を爲し此税則を遵守すへきことを證約する證約狀を管廳に差出し。證約金營業場一箇所毎に(五十圓以上五百圓以下)煙草製造人此税則を犯し證約に背きたるときは其犯罪の輕重に依り管廳に於て證約金の一部若くは全部を徵收す。煙草營業者煙草の仕入出賣を爲し又は家族雇人をして之を爲さしむるときは管廳に申出鑑札を受置き之を携帶し又は携帶せしめ。煙草營業鑑札料一枚に付金二十錢。煙草仕入鑑札料一枚に付金十錢。煙草出賣鑑札料一枚に付金十錢。【煙草營業税】煙草製造營業税營業場一箇所に付一箇年金十五圓。煙草仲買營業場一箇所に付一箇年金十五圓。煙草小賣營業税營業場一箇所に付一箇年金五圓。毎年兩度に區分し。前半年分は一月三十一日限後半年分は七月三十一日限之を納む。煙草製造人煙草を製造したる時は一定の包裹を施して之を密封し其定價十分の二の割合を以て煙草印紙を貼用し自己の印章を以て其貼用印紙を消印すへし。煙草營業者は帳簿を調製し。營業に係る要領を記載し。外國に輸出する製造煙草は輸出の節税關の檢査を受置き輸入港税關の陸揚免狀若くは其他證憑と爲るへき書類に該港在留の我國領事の檢印を受け。之を輸出港の税關に差出し其印紙税に相當する金額の下戾を請求することを得。但印紙税の下戾を受けたる煙草を本邦に輸入する時は更に其金額を納むへし。而して禁止事項は煙草耕作人。煙草仲買人は其所持する葉煙草を煙草製造人又は煙草仲買人にあらさる者に賣渡貸渡讓渡すこと。煙草製造人煙草仲買人は煙草耕作人又は煙草仲買人にあらさる者より葉煙草を買受借受讓受くること。煙草仲買人は煙草製造人にあらさる者より製造煙草を買受借受讓受くること。雇使せらるゝの外依賴を受けて煙草を製造すること。煙草耕作人にあらさる者は自用の爲めたりとも煙草を製造すること。煙草耕作人に限り自用の爲めに煙草を製造することを得と雖も之を賣渡貸渡讓渡すこと。煙草小賣人は煙草製造人又は煙草仲買人にあらさる者より製造煙草を買受借受讓受くること。煙草營業者は無印紙不足印紙の製造煙草若くは包裹の解綻毀損したる製造煙草を所持し又は賣買貸借及讓渡讓受を爲すこと。無印紙の製造煙草又は包裹の解綻毀損したる製造煙草を煙草營業者より買受くること。鑑札の賣買貸借及讓渡讓受を爲すこと。煙草印紙は管廳の許可を得たる賣捌所の外に於て賣買すること。」煙草營業者の營業場倉庫其他の場所及營業に關する帳簿物品は當該官吏證票を携へ之を檢査することあるへし。營業免許を受けすして煙草營業を爲したる者は逋脫に係る營業税三倍の罰金に處し仍ほ其煙草及器械を沒收す。私造及自作賣渡をなしたる者は製造營業税三倍の罰金に處し仍ほ其煙草及器械を沒收す。印紙を貼用せさる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處し仍ほ其犯罪に係る煙草を沒收す。帳簿の記載を僞り若くは故らに記載を爲さすして脫税を謀り又は脫税したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處し仍ほ其犯罪に係る煙草を沒收す。鑑札の受領及印紙買入に關して禁止を犯したる者又は帳簿の調製記載を怠りたる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處し。其印紙は沒收す。耕作免許を受けすして耕作し。鑑札を貸與したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處し仍ほ其犯罪に係る煙草及物品を沒收し第十六條第一項を犯したる者は仍ほ其器械を沒收す。煙草自用者にして葉煙草若くは無印紙の製造煙草又は包裹の解綻毀損したる製造煙草を買受けたる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。此税則を犯し沒收すへき物品にして既に之を賣渡し又は消燬したるときは其代金を追徵す。煙草營業者の家族雇人にして此税則を犯したるときは其營業者を處罰す。」煙草營業者未丁年瘋癲白痴又は瘖啞にして此税則を犯したるときは其後見人を處罰す。同二十一年四月二十六日煙草税則施行細則。同月二十七日煙草税則取扱方要領。同七月二日煙草印紙交換手續等の布達あれども略す。以上の税則の繁くして。犯罪者多く。又脫税者多く。收入少き爲め。明治二十九年三月法律第三十五號にて葉煙草專賣法を設け。煙草を耕作する者は前以て屆出て。收穫の節は之を專賣所に持參して。鑑定を請ひ。其の品等に依りて買上げらる。仲買人は再たび之を競買の法にて拂ひ請るなり。同三十二年三月法律第三十四號へ改正を加へ。自用煙草も耕作の上は之を官に買上げて後。拂下ぐるの手續を履むへき事としたり。明治三十四年四月法律第二十四號にて又改正を加へらる。專賣局官制(明治三十一年十月勅令第二百七十四號)の略に云。一專賣局は大藏大臣の管理に屬し。政府の專賣に關する事務を掌る。」一專賣局に左の職員を置く。局長一人。勅任。鑑定官專任三人。奏任。屬二十五人。判任。鑑定官補三人。判任。」一局長は大藏大臣の指揮監督を承け局中一切の事務を掌理す。」一鑑定官は鑑定に關する事務を管理す。」一屬は上官の指揮を承け庶務に從事す。一鑑定官補は上官の指揮を承け鑑定に從事す。」

又葉煙草專賣所官制(明治三十年四月勅令第百二十一號)の略に云。一葉煙草の檢査收納保存賣渡に關する事務を處理する爲。葉煙草專賣所を置き。專賣局長に屬せしむ。」一葉煙草專賣所の管內必要の地方には。大藏大臣の定むる所に依り。葉煙草專賣支所を置く。」一葉煙草專賣所に左の職員を置く。所長奏任又は判任。屬判任。技手。」一葉煙草專賣所長は專賣局長の指揮を承け。葉煙草の檢査收納保存賣渡に關する事務を掌理す。」一屬は上官の指揮を承け。葉煙草の檢査出納及葉煙草專賣所の庶務に從事す。」一技手は上官の指揮を承け。葉煙草の鑑定保存及營造物保存の事務に從事す。」一一等葉煙草專賣所長は三十一人。二等葉煙草專賣所長は二十四人。屬は專任千百十三人。技手は專任三百十二人を以て定員とす。」一葉煙草專賣所の名稱等級位置は。別表に依る。其の管轄區域は大藏大臣之を定む。」(別表略す)また葉煙草專賣支所名稱位置は(明治三十年十一月大藏省令第二十一號を以て定められたり)。煙草は人身に利あると共に其中毒の恐るへき者あり。殊に少年は懶怠に流れ發育を害するものとして。明治三十三年法律を以て丁年以下の喫煙を禁し。犯則者は其器具煙草を沒收し。違警罪に準して之を罰することとせり。

タバコイレ 煙草入の形種々あり。八十翁昔語に云ふ。昔しは懷中たばこ入といふ事。曾てなく。能とも惡くとも。亭主の多葉粉盆に有を呑也(中畧)。昔はたばこ入取落しても。私のにては無之と申て。かくしける也。其比のたばこ入。せいしつにて紙いため。又は吹繪墨流なとにて。隨分麁相なる也。今は(享保十七年)。金入。どんす。しゆちん。色々のさらさ。黑ぬり。高蒔繪。なし地などにて自慢げに出す。」嬉遊笑覽云。風俗文選。飲食色欲箴 許六「たばこ計は亭主を奔走せり。客人たばこはへらぬを。調法とせるは何ぞや。風流つれ〴〵草に。遊女せきしゆ江口などは。揚屋へきせるを持せ行たるを。珍らしきことにいひ。又揚屋のきせるは來る人每に。飲ば脂つまりたる事をいへり。是らにも煙草は持て行ざるをしらる。但し野がけ遊山には。もたせ行たりと見ゆ。寶倉(三)破ごさゝへやうの物は。麓の里にやすめ云々。嶺に攀のぼりて木かげにしりうたけしても。火繩こそ友なれ。雁首や花を見すてぬ山路かな。」諸艷大鑑(五卷貞享元年板)長袋のたばこ入があらば。取ておけとは今のかます煙草入といふものゝ長さ也。ほそ長き銀のこはぜなとの付たるにや。一代女(貞享三年)禿いひやりて。供の者に持せ置し。白き奉書包の煙草とりよせ。奉書包の煙草入は。疊紙たるべし。その頃よりも。古代の繪に煙草を紙に包たる圖多くみゆ。又疊紙にあらず。ひねり包みたるを長きゝせるのらうに結付け。小者にもたせしさまもあり。同草子(五)に。繼きせるを無理取に。合羽の切の煙草入。二分が物もとらぬかそん云々。繼きせるも貞享の初頃は。常のきせるみな長ければ。懷に入るゝために作りしなるべし。雅筵醉狂集。「飛ほたるたばこの火をやつぎゝせる」。合羽のきれたばこ入といふ。是は油紙にて作りたる初のほどなるべし。京難波にては今もかつはたばこ入といふ。昔は京にては桐油屋にて。油紙の煙草入を賣しとかや(始は京師の製にはあらず。伊勢などの產なるへし)。今もかつはたばこ入といふ。榮花咄(五)しぼり紙の煙草いれ。百を十八文のぬひ賃。心ぼそき綵仕こと云々。これはちりめん紙の類にて。油紙にはあらぬなるべし。質素なることなり。江戸にては紙たばこ入とだにいへば。油紙のことゝなれり。其製は江戸にて伊勢の壺屋紙にならひて。次第に上品出來たるは四五十年にも及ぶへし。貞佐が追善集其砧。たばこ入なるべし。曖小手卷。寬延ころ油紙のひとへなるを。櫛形にして廻りをかんせん縫にして。紺青にて女は役者の紋處など。小く隅に書たるを用。男は無地またば墨繪など書たるを調へ用。或は柿澁に砂糖を入。摺交て厚紙へ數遍引たるをかんせん縫にして用るは。おとなしくてよし。又びいどろ紙は。子供などの持べきもの也。たばこの色すきて景氣なるもの也(中略)。紙の拵へ方。次第に高上になり。今はきれよりも價高し。又きせるも品々はやりたれ共。京師のさくら張のみ。萬代不易の形にておとなしき人は用。昔は打のべのきせるを持もの。十に二三もあり。又女は繼らうとて。二ッにして懷中する。つぎめ相口を角。又は銀にてするもあり。安永頃は銀ぎせるのたつぷりしたるに。らうにわざとわれめをみせ。かすがひ打せて持などもあり。煙草入きせる筒を。蝦夷にしきなとにて拵へ。銀くさり銀の火はたきを根付にして用。近頃に至り革のきせる筒を仕出し。御役勤むる者など一般に用ゆ。これはおとなしく脂も通らずよろしといへり。羊羹といふ紙煙草いれ。四五十年以前江戸橋四日市の竹屋清藏にて。かます形なるを百文づゝに賣たり。其後松本屋といふ紙たばこ入の棚を。田所町に出して。くすべ紙のよきを製す。きせるは池の端の住吉屋清兵衛が。田沼ばりとも出世張とも云るがはやり。其後水野某が好にて。今戸張など出來たり。又その隣家瀧口屋宗八と云へるは。專ら吉原のきせるを作れり。」また燕石雜志に。「紙煙草入といふもの。予が幼稚かりし比までは。伊勢より出すものと。下野なる宇津宮より出すものを。人々賞翫したりしが。これも程なく細工人出來て今江戸より出す。紙煙草入は世に敵手なきに至れり」とあり。

之れ寛政年代を云へり。天保中。煙草入に玉を付くるを禁ぜしが。數年にして弛べり。

タバコボム　煙草盆は。近世本邦に於て。客あれば必ず先づ之を出すを禮とす。昔の煙草盆は火入と灰吹とを平たき通常の盆の上に乘せ。傍に煙管と煙草とを添へて出したるなり。貞丈雜記に云。たばこ盆と云物。京都將軍の時代にはなかりし也。寛永年中南蠻國より渡りしと也。それ故舊記に煙草盆の事なし。今の世のならはしにて。貴人の御前にてはたばこを吸はぬを禮とする事。尤なる事なり。其古器を一話一言に云ふ。津侯藤堂氏の家に古き煙草盆あり。高虎君の比のものなりとぞ。松板にかな釘を打てつくれる也と。清末侯(毛利讃州)の話なり」と見ゆ。近來種々なる形を製造して盆と云はんより寧ろ箱の形したり。又抽斗を付け。手にて提ぐる如くしたる者あり。

タハラ　俵は。米。炭。砂糖。鹽等の包なり。農政座右に云く。成形圖說曰。俵は和字なり。蓋把稈(タハチワラ)の器歟。一說に田稈(タハラ)也。或曰。俵は字書に散也とあれば。散米と云より取しならんともあり。按に孝德天皇の紀に。褁の字加麻須とあるもの。いにしへの俵の事にて。蒲簀(カマケ)てふものぞ其遺製なるべし。字書に褁は苞也と注す。即俵とおなし。昔俵てふものは二升以上五升盛(イリ)のものにて。今の褁のごとし。然るに一統に俵の大きくなりしは。上に納る料に製しけるにや。類聚國史延曆十七年正月。勅。量二收糯穀一。斛斗有レ限。又糯一俵二升已上。穀亦斛別五升已上と云々。雜式曰。公私運米五斗爲レ俵。仍用二三俵一爲レ駄　是五斗俵の始にて。蓋穀(モミ)米なり。凡駄荷(タオヒ)馬の荷の重の積を四十貫といふも。五斗俵二俵を負する積りなりと云へり。(公義の定一俵三斗五升入。重さ十六貫目なり。三斗五升は。御料所平均三つ五分にあたるゆへなりと云)。成形圖說曰。字書に褁は苞也と注して。平壤錄に積米豆十六萬八千包とある包即ち俵とおなし。西土の俵は竹網代なれとも。米一俵の收粟に一包としるしぬ」とあり。

タビ　足袋。和名抄云。單皮履。唐令云。諸鳥履並烏色。鳥重皮底。履單皮底。箋注云。和名與レ履同。今案。野人以二鹿皮一爲二半靴一。名曰二多鼻一。宜レ用二此單皮二字一乎。」とあり。又林逸節用集には。踏皮同襪と出たり。襪をたびとしたるは是などや始ならん。中山傳信錄に。婦女のをないひて。足無レ所二矯操一。或穿二半襪一とかけるは。足袋の事なり。秋齋閑話に。襪の事。束帶の時ははき。衣冠の時ははかす。これは應仁亂の時よりの例にか。今の足袋。元來襪なり。今堂上に用る襪の製。大指のわりめなし。それにては用方あしき故。武家にて大指のわりめをこしらへ。足袋と名付けて今に用ゆ。もとは襪なり。襪にては草履ははかれず。むかふにはな緒を二つ兩方に付たる草履をはくなり。足袋とは餘程製かはるなりといへり。たび武家にて作りかへたりとは妄說なり。」また貞丈雜記に。足袋の事。蜷川記に云。殿中へは御免候はでは。御はき候はす候。御免の時は。必上の御足袋一足被下候。又入道同朋は御免の沙汰なく候。人の內衆も主人の御免候へははき候。無紋の皮ふすべ皮なと不可用。但出陣の時はふすべ皮の足袋たるへし(武雜記。條々聞書等同前)。十月朔日よりはき。翌年の二月二十日までなり。但三月にもはく事不レ苦候云々。貞丈云。古は革足袋也。今の木綿足袋古はなし。八九十年計も以前迄は。女も紫革の足袋をはれ成時ははきける由。古老の物語しける也。」其頭書に。武雜記云。足袋の事。殿中へは御免候はてははき不申候。無紋革黑革をは不用候。まきふすへ小紋の黃革なとは用る。たびは公家にては用られさる物也。公家にはしたうづと云物を用らるゝ也。練貫にて縫也。足袋の如くにて。指のまたをあけざる物なり。是は禮服なるゆゑ。內裏へも憚らずはかるゝ也。室町記云。新制永和二年三月二十七日。革襪年齡五旬以後可レ被二免許一。但雖レ未レ及二此齡一。於レ爲二病體一者蒙二御免一。可レ用二白革煙草一矣と見えたり。又足袋に模樣付しも有と見えて。御產所日記に。寛正七年十二月二十二日御所樣より。御足袋を被下。文。つた。歲二十二也と見えたり。紋とはもやうの事也。(つたのもやうをつけたる也)。京都花園院に。伊勢守貞國の畫像を藏めたり。其像に小紋の足袋はきしと見えたり。」これらの條四季草にも見ゆ。骨董集に。足袋は革にて製るが元なり。昔(應仁前後をさす)は貴賤男女すべて革足袋を用ひたり。文祿の頃の古畫を見るに。小櫻の紋ある革足袋をはきたる男子あり。紫革の足袋は女子にかぎれり。室町殿日記十之卷。長しの奧方に用ひらるゝ品々を申こせし註文のうちに。一。むらさきたびひもはからくれなゐうち御付候て。十足。」と見えたり。これ天文の比也。當時はれき〳〵の婦人も。紫革の足袋をはきたりと見ゆ。」嬉遊笑覽云。慶長ころの畫を見るに。打紐にて色は赤青色々あり。たびの色も種々あれども。紫たひをにはやりたるとあり。鷹筑波集(二)「すれ萩はむらさきたびかはなの紐。一正」。尤草紙。紫の物云々。童一人有けるが。紫鹿子の小袖きて。うす紫のくゝし帶むらさきたびをはきにけり(くゝしは纐纈なり)。春臺獨語に。僖自年このかたの風俗を思ひくらぶるに。よその事はおきて。江戸の人の風俗こそ殊に昔にかはりたれ。わがしたしき者の中に。慶長元和の頃生れたるもの。男にも女にもありて。寛永

の頃を年のさかりにて。經たるといふ男は。冬革のうちかけ。革の袴を美服とし。むらさき（紫といふ上に。女はといふ字脫たるか）の革の襪子をはくをよきけはひとせりといふ。その襪子は我幼き時迄も。殘りてありし也。世事談に。紫たびは。寛文延寶の頃まではやりし也。色芝居雙紙。昔の娘をいふに。紫たびに尻切をはき云々。我衣に。正德ころ迄。革たび兩種あり。小人皮うすく。肌こまかにて。やはらか也。唐皮なり。しやむ皮も渡り革なり。小人より厚くして柔かなり。下品なり。享保ころより渡り皮一切なし。みな和革故しやむの如く早くけば立てあしゝ。骨董集にまた云。都風俗鑑（延寶九年板杏花園藏本）卷之二に云。足袋は白革にして。紫たびをはくものは。とつと氣のとほらぬ御方也云々。あかし物語（一名女五經延寶九年板）に云。たびは白なめしよし。むらさきはむさし。」とあれば。延寶の比にいたりては。紫足袋やゝすたれたるならん。貞享三年の印本に。老女の事をいへる條に。苧桶のそこより。紅の織紐付し紫の革たび一足。つぎ〳〵の珠數袋云々。西鶴織留（貞享の比の著述也。正德二年印本）。卷之一に。ある老女おのれが若き時の事を語る條に。我れ等もふだんは花色染のもめんきる物に。紬の帶一筋にて姿を作り。よめ取振舞の時も。淺黃にちらし菊の絹の物。しゆちんの帶紫の革足袋にて花をやりしに云々。」とあれば。貞享の比にいたりては。紫足袋をはくものなかりしならん。我衣に足袋の事をいへる條に。寛文の比まで女は紫革などにてこしらへ。筒長し。白革淺黃革もあり。紐はしろしゆす。しろりんずにいたし。一足にて一年も二年もきれるまで用ひ。天和の頃より。木綿の畦さしの足袋はやる云々。」今彼是を參考するに。紫足袋は天文の頃より。寛永慶安の頃までおこなはれて。延寶天和の頃にすたれたるならん。翁草卷之五に。昔は男女ともに革足袋を用ゆ。明曆の後革の價高くなりて。木綿足袋を用ゆ。」といへり。しかれども。ねずみ物語（寛永二十年印本）。富る者の事をいへる條に。高麗ざしの木綿たび。おとがひ頭巾で顔かくし云々。」とあれば。寛永の頃も木綿足袋なきにはあらず。」落穗集に。御當地町方にて諸買物。已前もたゞ今の樣にこれあり候哉。答て曰。我らわかき時分今迄とさして相替る事なく候。去ながら五十年已前（明曆前）までは御當地町中にて足袋。香具屋。油元結店などゝ申儀は。一軒も見あたり不申候。大火事以前の事は。大名がたを始。すゑ〴〵革足袋より外はもちひ不申候。酉年火事已後。諸人革羽おり。革頭巾を拵候故。鹿の革入用多く。革足袋直段高直になり候故。末〴〵は男女とも木綿足袋を用ひ候樣に罷成候。革足袋の節は切革屋にて調候に付。別に看板出し申に不及候。木綿足袋專用候以來。足袋店と申儀はじまり申候。【木綿たび】嬉遊笑覽云。貞德獨吟百韵「鹿もおよばし妻のかはゆき。漸寒き頃はとらする木綿たび」。意は木綿たびを誓て。鹿も及はしと含めり。色音論（下）。ながさきたびにねりのひも。だてにあかねと結びとめ。此長崎たび木綿たびなり。日本鹿子。肥前國名物の內。長崎木綿うねざし足袋とあり。高麗ざしといへるも是にや。藥師通夜物語。高麗ざしの木綿たび。おとがひ頭巾で顔かくし云々。西山宗因千句。「また少年にかして過たりはなをふんで同く惜む木綿たび。草りとりこひ櫻ちる雨」。又箔繪あり。意林庵が。清水物語に。出家の武道。みめよきびくに。木綿たびの箔繪と。かやうの事は世におほかんめるといへるは。ふくりの銀箔といふ意に喩へたるやうなれとも。皆あるをいへる內なれば。是も有し物なるべし。目覺草には。染わけたびに紫紐といふも見えたり。うねざしもはやりし物なり。了意が。浮世物語（一）。當世風をいふ處。うねざしの踏皮に。ぼたんを入といへるは。今のこはぜがけのやうにはあらず。東海道名所記。島原衣紋の馬場この處にさしかゝりては。小袖の衣裏裾のみたれをつくろひ。うねたびの筒のたゞくれをなほし云々。其頃のたび筒長きを知べし。俳諧御傘に。踏皮などの緒に。ボタンといふ物あり。是は花の姿を似せたるものなり。緒にある花に準して。植物にはならねとも云々。いへるは大なる誤なり。ボタンは蠻語ビユタンの轉じたる由。合羽の條下にいへるを見べし。今のコハゼガケはボタンより出しなり。八水隨筆に。くつたびのたびをコハゼかけにするとは。予が父大阪に在りし時。ふと拵へさせてより。其たびやの作のやうにいひなし。夥しく仕こみ。江戶へ廻したるより。一統にはやりしと云へるは。享保の頃なるべし。箕山が大鑑。皮のふすべ色は。品を嫌はず。糸卷もよし。木綿たびはふとさしばかりをきらふ。畧ざしも又好ましからず。淺黃の色こきをきらふ。皮木綿ともに筒淺きを用ゆ。深きは初心めきたりといへるは。寛文中のはやり風なり。其後貞享頃の繪を見るに。筒長き足袋多し。うねざしはさらし木綿を絹糸にてさしたる也。人倫訓蒙圖彙に。木綿たびの地。別にこれを織て河內津の國等より出す。是を買取てそれ〳〵にさしに出す。女のわざとしてこれをさすなり。竝にとろめん足袋綾小路通り御幸町より西の方にあり。佐夜中山集。𡟂哉「立波のうねさしなれや鷺の沓」。また二代男（六）。遊所の處に。それ迄はめせきあみがさうねたびに。もみのくけ紐今のすあしに見合せ。おかしきともあつて云々。一代女に。歌比丘尼の出立をいふ處。うねたびはかぬといふとなし云々。類柑子。小見のヿをいふに。それほとの小ざうり。糸わらち綾にさしたる足袋とも

あり。【うんさいたび】一代男(七)。浮世くるひの者をいふ處。うんさい織のふくろたび。中ぬきのほそをゝはき。また(二)。香具賣の若衆をいふに。たかさきたび筒短に。かすせつたをはき云々(是は江戸の事をいふ處なり。たかさきは上州にや。其頭筒短はめづらしきか。又、の製は東國より出るか)。【すきやたび】木綿たびをすきやたびといひしは。茶人の好みたる故にや。武江年表寛永二十年の條に。木綿足袋今の製の如くなりしは。長岡三齋に。母公の作りて與へられしより始まるといへり。望一后千句。「朝げよりぬふ足袋は何ぞく。色深き紫淺黄白木綿」。ある殿の言行錄(この殿寛文十年七十歳にて逝去)。某といふ御小性竪緞子の袴くゝりもゝたちにて。羅紗の雨羽織數寄屋足袋高木履。下人に長柄の傘さゝせ通りける云々。原武が雜記(原武太夫といふ人の記なり)。昔し遊所へ通ふ客の體をいふ。茶字の袴。すきや足袋。又云。また坊主衆はみな百庵を學び。着類等脇差のさしやう。黄色なるたび。今とても殘り。百庵を元祖とすといへり。(百庵は初め寺町榮三といひし者なり。住居あまたかふるによりて百庵と號す)。黄色なる足袋むかしもなきに非す。一代男(五)。さる大臣のしのびて三人同じ出立にて。桑ぞめのもめんたびはかれし云々。色三線(二)。大盡をいふ。踏捨の桑ぞめ足袋に。細緒のわら草履など見ゆ。絹たびは。いと近きものなるべし。後日男(三)。女の衣裳をいふ。薄色の絹足袋。三筋緒の雪踏。音もせすありきて云々。我衣に。寛永頃迄小兒の花たびなし。正德ごろよりさらさもめんのたびを賣。また享保頃。小兒の沓はやる。表黑もめん。底は薄き馬革云々。」さて德川幕府諸役人服制中。正德元辛卯年十二月の達に。向後足袋用候時節。御前へ被爲召候面々足袋御免候。且又進物番も。御規式之節。向後足袋御免候間。用可申候。」御宮御佛殿御參詣之節。供奉之面々者足袋用申間敷候。但豫參之面々者。足袋用申候節者。足袋用可被申事。」文久二壬戌年閏八月二十二日服制變革の令中に。足袋之儀。以來平服之節者紺相用候而も不苦候。以來夏足袋相願候に不及。勝手次第相用不苦候。尤御前邊。且御用召等之節は。是迄之通相心得。御前邊等へ足袋相用候節は。其時々可申聞候。但御目見以下之ものも右に準し。夏足袋相用不苦候事」と見ゆ。夏足袋願に例則あり。風俗畫報に。夏足袋願の事。五月三十日より九月一日まで。大番頭以下拜謁以上諸役人。老中へ夏足袋願を出す。同朋頭は羽目の間にて。其願書を取繼ぎ。老中に差出す。やがて老中より。願の通りと書きたる附箋してこれを返す。毎年例なり。其文に。私儀常々下冷仕候間相勝不申候節者。當夏中も足袋相用度。此段奉願候以上。月日。」願書の體裁此の如く。用紙は日向半切なり」とあり。今は足袋等に制規もなく。メリヤス足袋など用ふる者もあるに至れり。維新前は夏季は勿論。冬季も身分卑き者。及び若き武士は足袋を用ふるを柔弱なりとして用ひざりし藩あり。女子は此の限に非れども。藝娼妓は伊達の素足とて。足袋を用ひざりき。紺足袋は家居の節男の用ふる者なりしが。明治三十年の頃下婢なども之を用ふること流行せり。

タフ 塔。正しくは窣覩婆。又窣都婆。譯して廟又は方墳と云。又大聚。聚相又高顯と言ふ。石等を累ね高くして相を爲すを以てなりといふ。又支提とは舍利を藏せざるに曰ふといひ。阿含經に造塔の制を設けたり。曰く支佛は佛法の因緣を語り。深く法性に入りて能く人天の爲に福田と爲るが故に。爲に十一層を起すべく。羅漢は生分已に盡く能く世間の爲に福田と爲る。故に四層を起つべく。輪王は十善を以物を化す。爲に塔を起つべしと雖。未だ三界の諸有を脫せず故に級无し。如來の塔は十三層たるべく。輪王には七寶を以合成すべく。羅漢乃至如來は衆寶嚴飾なるべしといへり。十二因緣經に八種の塔を明せり。竝に露盤あり。佛塔は八重。菩薩は七重。群支佛は六重。四果は五重。三果は四重。二果は三重。初果は二重。輪王は一重。凡僧は但蕉葉火珠のみといへり。印度にては。如來親ら迦葉佛のために寶塔を起立し給へり。我國にては敏達天皇の十四年。大臣蘇我馬子臣。大和國高市郡大野丘に寶塔を建つ。之れを【我國造塔の創始】とす。其趾私田村に存す。尙日本佛塔建築の沿革につきては。伊東忠太の考說あり(史學雜誌十一篇八號)。左に抄錄す。

【日本佛塔建築の沿革】に曰く。本邦建築の中に就て。歷史上。形式上。構造上。凡ての點に於て尤も興味あるものは蓋し佛塔ならん。只た佛塔の物たる。其起原遠く印度に在り。中央亞細亞。支那。朝鮮。後印度諸國は之を繼承して各自之を換骨奪胎し。日本復た之を承けて一種の樣式を大成せり。是故に日本の佛塔を詳說せんと欲するときは。必すや先づ印度以下の諸國に於ける佛塔を論述せざるべからず。ここには今單に日本の佛塔のみに就て述ぶることとせり。佛塔は之を幾多の方向より觀察し得べきものなり。之を宗教上より觀察すれば一種の崇拜を目的とする佛器なり。之を普通歷史の上より觀察すれば佛塔建立は國民の思想の反影なる史的事實なり。然れ共余は單に之を一種の建築として觀察するに止めんとす。余は塔の形狀の上より觀察して。塔は(一)相輪を具へたる建築。(二)又は之と同系統に屬する形狀を有するもの。(三)及以上のものと仝一の目的を以て作られたる物なりと

タフ

云はんと欲す。一見甚だ奇なるが如きも。余は之に勝れる適當なる解釋を發見すること能はず。今其例を示せば（一）に屬するものは。普通の層塔寶篋印塔の類（二）に屬するものは。五輪塔の類。（三）に屬するものは。無帽塔及雜形の墓表類。余が今述へんと欲するものは特に相輪を具へたる普通層塔にして。其の他に及ばず。【塔の目的】に數樣あり。今其著しきものを擧くれば（一）靈域を表する爲め。例せば白萬塔（四）墓表として。例せば五輪塔。普通の層塔（二）佛舍利を藏する爲め 例せば舍利塔 又は普通の層塔（三）供養の爲め。例せば【分類】塔は其プランと。形狀と。層との三點より之を觀察し。左の如くに分類することを得べし（甲）プランに從へば（一）圓形（二）方形（三）多角形（乙）形狀に從へば（一）相輪のみなるもの。即ち所謂相輪塔（二）一層にして圓形なるもの。即ち所謂寶塔（三）二層にして上層圓形に下層方形なるもの。及其變形。即ち所謂大塔。多寶塔（四）三層以上にして方形又は多角形なるもの。即ち所謂普通層塔（丙）層に從へば（一）無層のもの。即ち所謂相輪塔（二）單層のもの。即ち所謂寶塔の類（三）二層のもの。即ち所謂多寶塔の類（四）三層のもの。即ち所謂三重塔（五）五層のもの。即ち所謂四重塔（六）五層のもの。即ち所謂五重塔（七）七層のもの。即ち所謂七重塔（八）九層のもの。即ち所謂九重塔（九）十三層のもの。即ち所謂十三重塔。以上は只だ一般の場合を示すものにして。仔細に之を分類すればなほ幾多の異種を生じ來るべし。例せば三層塔に裳階あるものと無きものとを區分すべきが如き之れなり。次に以上三樣の觀察に由れる分類の相互の關係を示せば左の如し。

形狀	相輪塔	寶塔	多寶塔	普通の層塔					
層數	無	一	二	三	四	五	七	九	十三
プラン	圓		方形又は多角形						

これ亦普通一般の場合を示すものにして。他に異例あることは吾人の記し置かざるべからざる所なり。この外本邦古來ー匠間に傳ふる塔の形式及名稱數多あり試に其例を示せば【龍塔】南都藥師寺の東塔の如き形狀のもの。【舍利塔】多寶塔の一種にして上層更に二層に別れ。總て三層の觀を呈するもの。「阿含塔」二重五間にして相輪七輪なるもの。「華嚴塔」三重五間にして相輪八輪なるもの。「小塔」二重にして上層のプラン方形なるもの。「輪塔」三重五間にして相輪七輪。上下の二輪は八葉なるもの。但最上層は間を分たずして一塊をなす。「春日塔」「又須彌塔」五間二重上に千鳥破風あり。相輪は輪と八葉と交互に置くもの。「瑜祇塔」又「涌輪塔」龜の上にて立てる寶塔。「寶久塔」不詳。「大塔」五間の多寶塔　「琴塔」多寶塔の上層の軒に琴を釣るもの。「金剛塔」八角二重にして下層に軒唐破風あるもの等なり。蓋し此等の形式は實際に行はれたるに非ずして。單に工匠の理想的のものなりしもの多く。其命名の如きも甚だ妥當ならざるを覺ゆ。【起原】塔の起原に關しては。世間已に定說あり。塔の起原の印度にありて彼のスツーパ。及ダゴバなることを一言し。併せて我が寶塔及多寶塔は之が直接の系統を繼承せるものなること。及び普通の層塔は之が間接の系統を繼承するものなることを述ふるに止めん。【塔の各部の名稱】塔の說明に就て先づ其各部の名稱を擧くるの必要あり。其プランに於て。外側の柱を側柱（カワバシラ）と云ひ。內部の柱を四天柱（シテンバシラ）と云ひ。中心の柱を眞柱（シンバシラ）と云ふ。其他は普通堂塔に於けるものと同一なるを以て爰に特記するの要なし。相輪は塔に於ける最重最要のものにして特殊の名稱を有せり。其最下部の方形の盤を露盤（ロバン）と云ひ。其上なる器ば半珠體をなすものを覆鉢（フクバチ）と云ひ。其上を繰形（クリカタ）と云ひ。其上を請花（ウケバナ）と云ふ。請花の中央に立てる柱を刹又㯰と云ふ。蓋し梵音刹瑟の畧なりと云ふ。刹に通常九箇の輪あり。一の輪より數へて九の輪に終る。九の輪の上に水煙（スイエン）あり。其上に二箇の寶珠（ホウジユ）あり。之を相輪の式となす。若し多寶塔に在ては水煙なくして三重の請花あり。下は四葉。中は六葉上は八葉なり。この場合には寶珠は一箇にして往々三枚の水煙を具へ。又別に四條の鎖ありて刹の上部と上層屋蓋の四隅の末端なる寶珠形とを連結し每條二箇の風鐸を具へたり。【塔の經歷】奈良朝の佛塔。本邦佛塔の濫觴は蘇我の馬子が佛舍利を藏するの目的を以て大野の丘に建立せるもの之なり。この塔の形狀不詳と雖ども思ふに普通の層塔なりしなるへし。次て聖德太子及歷代の天皇連りに伽藍を起し。從て無數の塔は奈良朝の附近に聳へたり。此等の塔は多くは三重より七三重のものにして。尤も普通の樣式を備へたるものなるが如し。左に之が考證を略記せん。大和法起寺法輪寺の塔は共に所謂推古時代の遺物にして共に三重なれば。當時三重塔のありしこと論なし。大和藥師寺の東塔。同當麻寺の兩塔。共に天智。天平の遺物にして皆三重なり。五重のものに至りては即ち。尤も多きを見る。大和法隆寺の塔を始めとし。元興。招提。興福の諸大寺皆五重の塔を有したりき。七重のものに至りては。

聖武天皇諸國に命して一基の七重塔を建立せしめ給へるの傳記あり。南都東大寺の東塔亦た七重なりき。九重の塔は百濟大寺に在り。後大官大寺となり大安寺となるや。この塔は變して七重となり五重となれるものゝ如し。十三重の塔は談山妙樂寺に創立せられたり。吾人は書契に徵し遺物に溯りて。奈良朝に於ける塔の層數か三乃至十三なりしことを知れり。只たこの以外に於て如何なる塔の存在せしやを詳にせず。然れ共余は建造物として十三層以上の多層塔なく(百萬塔の類にはあり)。又三層以下のもの無かりしことを想像するものなり(二層及單層のものは舍利塔の如き佛器にはあり)。彼の善無畏か大和に多寶塔を建つるの傳說の如きは余寧ろ之れを疑ふ。當期の塔は多くは伽藍の主要なる位置を占め。其大さも伽藍の大さと一定の關係を有し。其層數の如きも伽藍の大小に由て多少の別を立てたるかごとし。而して當時の佛寺の唐朝に模範を取れるに由て。一般に規模壯大を極め。其塔の如きも往々非常なる高さに達するものあり。東大寺の東塔は七重にして九輪の頂まで三十丈九寸。西塔は五重にして三十二丈四尺九寸なりしなり(南都七大寺巡禮記)。今此の記錄を事實として考ふれば。其露盤の大さ方一丈六尺に達し。第一輪の直徑一丈一尺より小ならざりしを推知すべし。百濟寺の塔亦た必すや之に亞くの高さを有せしものならん。元興寺の塔は高さ二十四丈と稱す。其初重の大さ三十二尺七寸なりと云へば。其高さは必すや二十丈を越へたるものならざるへからず。(二)平安朝の佛塔。平安朝に於ては。奈良朝に於ける各種の塔の外。新たに二種の塔を生したり。一は即ち所謂多寶塔にして。空海始めて之を高野山に造ると稱し。一は所謂相輪撘にして。最澄始めて之を比叡山に造ると傳ふ。事の眞僞今容易に判定すべからざるも亦た以て人の參考に資するに足るものあり。只だ建築沿革の順序として所謂多寶塔の起る以前に。必らすや所謂寶塔の存在を認めさるべからず。只た吾人は其確乎たる徵證を有せず。又今日に於て其遺品を發見せざるなり。蓋し正當に建築物と認むべき木造寶塔は。本邦古來實に稀有なりしは。其構造の尤も困難なりしか爲ならざるべからず。相輪撘は九輪の三を以て成れる一種の塔なり。其比叡山に於けるもの尤も古式なるか如く。大阪四天王寺に於けるもの亦た之と全一の手法に成る。高野山。日光山に於けるものは新式に屬す。當時に於ては立塔の擧甚た盛なり。蓋し眞言。天台の宗に於ては立塔を以て伽藍制度の必要なる事項としたればなり。只だ當代の伽藍は奈良朝に於けるが如く莊大ならさりしを以て。其の塔も亦た高大ならず。三重の塔比較的に多數を占め。眞言の寺院は高野山に倣ひて多寶塔を建立せるもの多し。獨り彼の法勝寺の八角九重塔と稱するものは。高さ八十四丈と稱す。素より信するに足らさるも。亦た以て其非常に高かりしを想像するに足る。神社は神佛混淆の結果として。亦塔を建立せり。而して其多くは多寶塔なりしか如し。之れ其形狀か尤もよく檜皮葺なる神殿と諧調を保つに由るものなるべし。多寶塔は或は一對なるもあり。或は一基なるもあり。山城の北野神社。男山八幡宮。攝津の住吉神社。大和の春日神社。豐前の宇佐八幡宮。筑前の太宰府天滿宮。鎌倉の鶴岡八幡宮。京都の八坂神社等皆多寶塔を有したり。(三)鎌倉足利時代の佛塔　當時代は禪宗全盛の時代なり。而して禪刹には古來塔を建てざるを通例とするものなり。天台。眞言の二宗に於ては前代を繼續して立塔の事を怠らず。日蓮宗亦た立塔を重んすと雖も。法運復た昔日の如くにあらず。伽藍の創建寧ろ多からす。佛塔の新たに起るもの是に於てか稀なり。淨土宗の伽藍に於ては塔は未だ重要なる地位に在らず。融通念佛宗。淨土眞宗。時宗の伽藍に至りては塔は寧ろ必要にあらざるが如し。禪刹に塔あるの例は。京都五山の一なる相國寺を以て著しとす。塔は應永六年成りて同十年六月二十四日雷火の爲に燒亡す。七層にして高さ三十六丈と稱す。其他禪刹の塔頭に間々塔を有するものありと雖も。未だ建築界に重きをなすか如きものあらず。(四)豐臣。德川時代の佛塔。當代は前期を持續する而已にして。別に一新局面を展くものなし。諸宗の堂塔を再建修築せるもの。之を先きにしては豐臣氏父子あり。中頃にして德川家光亦た盛に堂塔を造營し。終りに德川綱吉及其母桂昌院も亦た連りに佛教建築を保護したりき。佛教建築は斯の如くにして能く其命脈を維持したりと雖も。復た大作の出つる者なし。況んや古代の塔婆の火災に罹り。若くは朽敗に歸するもの相踵き。其數漸く減少するに當り。新たに建立せらるゝもの未だ之を補ふに足らす。其製作亦た竟に古代の優劣なるか如きにあらず。維新の際神佛分離を厲行せる結果として。神社內に於ける塔は悉く破却され。惜むべき多寶塔及層塔は多く消滅せり。伽藍に於ける塔婆すらも。猶ほ往々この餘波を被り廢滅に歸せしもの少なかず。奈良の興福寺の五重塔の如きも。往年一時公賣に附せられ。將に金六百八十圓の爲に灰燼となり了らんとせしは世人の普く知る所なん。現今に至りては佛塔の造立殆んど地を拂ひ。其僅に遺存するもの亦た漸次に廢頽腐朽に歸せんとす。近時古社寺保存の法施行されしに由り。其一部は僅かに古式を保つことを得るに至りたるは。實に吾人の歡喜に堪へざる所なり。左に現

タフ

在塔婆の重要なる例を擧ぐ。

第一表

様式	寺社の名	形狀	所在地名
推古	法隆寺	五重	大和生駒郡法隆寺村
	法起寺	三重	同生駒郡富鄕村
	法輪寺	三重	同上
天智	藥師寺	三重	大和生駒郡都跡村
	海龍王寺	五重(模型)	同上
	極樂院	五重(模型)	同奈良市
天平	當麻寺東塔	三重	大和葛城郡當麻村
	同西塔	三重	同上
弘仁	室生寺	五重	大和宇陀郡室生村
藤原	醍醐寺	五重	山城宇治郡醍醐村
	淨瑠璃寺	三重	同相樂郡當尾村
	百濟寺	三重	大和葛城郡百濟村
	興福寺	三重	大和奈良市
鎌倉	海住山寺	五重	山城相樂郡瓶原村
	靈山寺	三重	大和生駒郡富雄村
	金剛三昧院	多寶塔	紀伊伊都郡高野山村
	西明寺	三重	近江犬上郡東甲良村
	金胎寺	多寶塔	山城相樂郡和束村
	淨妙寺	多寶塔	紀伊有田郡宮崎村
	石山寺	多寶塔	近江滋賀郡石山村
足利	興福寺	五重	大和奈良市
	安樂寺	八角四重	信濃小縣郡別所村
	大法寺	三重	同同　浦里村
	嚴島神社	五重	安藝佐伯郡嚴島町
	同	多寶塔	同上
	八阪の塔	五重	山城京都市
	岩船寺	三重	同相樂郡當尾村
	吉田寺	多寶塔	大和生駒郡龍田町
	南法華寺	三重	同高市郡高取町
	金剛寺	多寶塔	河內南河內郡天野村
	長保寺	多寶塔	紀伊海草郡濱中村
	根來寺	多寶塔	同那賀郡西阪本村
	總見寺	三重	近江蒲生郡安土村
	西國寺	多寶塔	備後尾道市
豐臣德川	仁和寺	五重	山城葛野郡花園村
	東寺	五重	山城京都市
	談山神社	十三重	大和磯城郡多武峰村
	白毫寺	多寶塔	同添上郡東市村
	清水寺	三重	山城京都市
	四天王寺	五重	攝津大阪市
	天王寺	五重	武藏東京市
	日光山東照宮	五重	下野上都賀郡日光町
	勝曼院	多寶塔	攝津大阪市
	園城寺	三重	近江大津市
	長命寺	三重	同蒲生郡島村
	淺草寺	五重	武藏東京市
	增上寺	五重	同上
	高野山東塔	多寶塔	紀伊伊都郡高野村
	同西塔	多寶塔	同上

タフ

妙成寺五重　能登羽咋郡上甘田村

附言。日本建築様式の分類法は余の目下研究する所にして。實は未だ自ら會心の分類を得ざる所なり。爰に用ゆる所の分類法は便宜的のものと認て可なり。且つ又各建物の時代の如きは。尤も確實なる考證を得たるの後にあらざれば決定すべきものにあらず。爰に揭げたる建築物中。時代の明瞭ならざるものは姑く構造形式の上より推定して其時代を假定せり。爰に様式と云ふは現建築か屬すへき様式にして。其創建の際に於ける建築の様式にあらず。又建築物は往々にして時代と様式と相符合せざることあり。例せば甲の時代に於て一建築を再建するやその時代の様式に準らずして却て創建時代即ち乙の時代の様式に模することあり。或は別に理由ありて丙の時代の式様を採ることあり。爰には主として現建築様式時代を採りて。其建築せられたる時代を採らず。

【塔の沿革】。【塔の資格の變遷】は左のごとし。(甲)伽藍の中心として。塔の始めて印度に起るや。其目的の佛の遺骸若しくは遺物を藏するか爲なると。靈域を表示するが爲なるとに論なく。單獨に建築せられたり。而して規模の宏大なるものは玉垣を以て之を繞らし。鳥居(Torna)を建てたり。後世殿堂。僧房之に附隨して所謂伽藍の規模を作るや。塔は常に其中心となれるもの丶如し。支那に於ても古へ塔は多く單獨に建立され。若しくは伽藍の中心として建てられたるが如し。我邦塔の始と稱する馬子が大野の丘に建立せる塔もまた必ずや單獨なるものなりしならん。攝津四天王寺の規模は尙ほ古式を存するものなり。其塔は恰も塲の中央に屹立し。其後に金堂。講堂。相繼き。前には中門あり。廻廊之を圍繞せり。即ち是れ塔を以て伽藍の中心となすの意に出てたるものならん。法隆寺の塔は金堂と相竝ひて塲の中央に立ち。廻廊之を圍繞せり。即ち之れ金堂と共に伽藍の中心となるの意を有する者なり。百濟大寺が地神の怒に由て災に罹るや。其九重塔を燒きて金堂の石の沓形に及へり。憶ふにこの伽藍も又た塔と金堂とを中心として建てたるものなるべし。聖武天皇が諸國に命して七重塔を起さしめ給ひしは又當時甚だ重きを塔に置ける所以なるべし。談山妙樂寺は先づ十三層の塔成り。後年堂宇を建てて一伽藍を成せるものなり。高野山の空海に由て經營せらる丶や。根本大塔先づ建立に着手せられたり。法勝寺に於て八角九重塔塲の中央に立ち。幾多の堂宇は之を繞りて在りしもの丶如し。支那に於ても洛陽藍塲記所載の永寧寺は其塔九重にして高さ百丈。塲の中央に立ちて佛殿は其後にありしか如し。要するに塔を伽藍の中心とするは。塔の目的及起原に徵して尤も正當とする所なり。我邦に於ては佛教建築渡來の際に於てこの適用を見。其餘風は延て藤原時代まで繼續せりといふを得べし。(乙)伽藍の一部として。奈良朝に於て頻りに建立せられたる六宗の伽藍の大多數及び。天台眞言の大伽藍に在ては。塔は其一部分なりしも既に伽藍の中心として存するものにはあらざりしが如し。此塲合に於ては塔は寧ろ伽藍の標㯋の加き意味を有し。或は東西相對して二基あることあり。或は單獨に立つことあり。今左に二三の例を示せば。一對にして南大門の外にあるもの大和大安寺○一對にして中門と南大門との中間にあるもの。大和東大寺。大和藥師寺。大和唐招提寺○單基にして伽藍境域(若し南面なれば)の東南にあるもの若しくは正面に向ひて下左にあるもの。京都東寺。大和法起寺。山城醍醐寺。同仁和寺。近江西明寺。武藏本門寺。東京淺草寺○單基にして南面伽藍の東北若しくは正面に向ひて上右にあるもの。高野山金剛峰寺○單基にして南面伽藍の西北若くは正面に向ひて上左にあるもの。土佐竹林寺○單基にして南面伽藍の西南若くは正面に向ひて上左にあるもの。能登妙成寺。」塔の方位に關しては余未だ深く其理を究めず。然れ共若し一對なるときは中門の前に建て。單基なるときは伽藍の東南に建つを以て尤も普通なる塲合とすべきか如し。塔を以て伽藍の中心とする塲合には必ず一基を建立せり。伽藍の一部とする塲合には一對を以て正則とし。單箇を以て其省略せるものと見做すべきが如し。此意味に於ける立塔は奈良時代より天台。眞言。法華の諸宗に亘りて行はれたり。淨土宗。淨土眞宗。時宗等に於ては立塔は寧ろ重要なる事項に屬せざるか如し。(丙)伽藍の附屬として。この時代に於ては塔は伽藍の一部にあらずして伽藍の附屬物なり。塔の位置には一定の規則を發見せす。或は本堂。門等と相竢ちて一團體を作るか如ものあるも。この塔あるか爲に未だ伽藍の重きを加ふることなく。塔なしと雖も又た敢て伽藍の輕きを爲さゞる者なり。此種の塔は往々本堂等の諸宇と全く相隔離し。適宜の地に於て獨立することあり。此塲合に於ては伽藍の所在を示すべき標號となる。此の意味に於て建築せらる丶塔は。多くは小なる三重塔若くは五重塔。小なる多寶塔の類にして。伽藍の裝飾たるの意義を有す。安藝嚴島大願寺の多寶塔。加賀那谷寺の三重塔。京都黑谷金戒光明寺の三重塔の如きは皆此種に屬するものなるべし。神社に於ける塔は。若し左右一對なるときは猶ほ神社の一部をなすか如き觀あれ共。元來佛教伽藍の兩塔に擬せしものなれば。塔の有無は神社た

タフ

るに於て毫も痛痒を感ずることなく。其左右に基あるときと單基なるときとを論せず。凡て之を神社の附屬即ち裝飾的のものと認めて可なり。最近の時代に於て塔の資格は殆んど皆無となり。或は之を以て一の翫弄的建築と見做し。錢を徵し公衆をして登らしむる者あり。或は普通の屋宇にして其頂に九輪を載せたる者あり。昔者德の厚薄に由て輪の數を爭ひしもの。今は一般の屋上に裝飾として應用せらる。世運の變遷寧ろ驚くに堪へたり。

【塔の形式の變遷】甲）九輪時代（塔建築の細部中其最要なる者は九輪なり。是故に塔が伽藍の中心として建立せられ。若くは其一部として存在する時代に在ては。塔の建築は尤も意匠を竭したるものにして。特に其九輪の意匠は工匠の尤も注意する所なりしなり。之れ余が九輪時代の名稱を撰みし所以なり。この時代に屬する塔の實例は。第一表に於て示すが如く。法隆寺の五重塔以下醍醐寺五重塔に至る十基あり。其形式手法各相異り。箇々特色を有せり。余は今之を詳說するの時間なきを以て。別に實測圖を附して說明を省略することゝせり。當代の九輪の一般の性質は。頭部甚だ輕快にして。水煙は尤も意匠を盡したる模樣より成り。輪は比較的大にして卑く。請花。くり形。覆鉢は皆尤も强勁なる曲線より成り。露盤は廣うして高からず。之を最近の九輪に比すれば恰も正反對の手法に出づることを觀察すべきなり。材料は殆んど凡て靑銅にして。寶珠には金箔を施こせるものありしが如し。水煙は九輪の各部の中に就て尤も注意を要する者なり。水煙以外の部分は略一定の形式あれども。水煙の手法に至りては全く之れ無ければなり。余は當代の塔の水煙に左の四式あることを觀察せるなり。一法隆寺式。二法起寺式。三藥師寺式。四室生寺式とす。法隆寺式の水煙は煙條の末端に猪の目形を有するを以て特色とし。其全體の輪廓は上部に著しく狹まりて兩肩を垂れたるが如し。當麻寺兩塔の水煙亦たこの種に屬せり。法起寺式の水煙は。其全體の輪廓やゝ矢筈形に近きものあり。即ち著しく其兩肩を聳かせるが如き形狀を備ふ。大和白毫寺の多寶塔に於ける水煙の如きはこの種に屬す。藥師寺式の九輪には請花を存せず。水煙は尤も奇拔なる意匠を以てし。輪は比較的に低くして大なり。大和藥師寺東塔の水煙は天人の模樣あり。その纓衣飜てその輪廓を作る。實に本邦無二の逸品たり。寶珠には八葉の蓮坐あり。山城醍醐寺の五重塔の水煙は雲珠より成り。曲線の運用極めて爽快なり。輪は異常に大にして雄偉の姿勢あり。要するにこの塔に於ける九輪は意匠大なるのみならず。其高さの全高の百分の三十四に及ぶが如きは。他に其比を見さる所なり。室生寺式の九輪は一種特殊の形式を有し。其水煙に代ゆるに寶瓶を以てせり。寶瓶の上に天蓋あり。八稜形にして八箇の風鐸を懸け。寶瓶の下には蓮座あり。斯の如きは本邦他に類例を見さる所にして。遙かに漢土に於ける塔を想起せしむる者あり。漢土の塔にありては刹の上に往々寶瓶を載せたる者あり。彼我素より其手法を異にするも。其の意義に於て或は一致する所あるにあらざる乎○

（乙）手法自由の時代。當時代は塔建築最初の時より鎌倉時代を通過して足利時代に入る。而して其初半期は特に九輪時代と稱へて前節に之を說きたる所なり。是故に九輪時代は同時に亦た手法自由の時代たるものなり。手法自由とは塔の形式を構成し。其細部を經營するに。一定の器械的規律に由らざるの謂なり。是故に當時代の塔は千種萬樣の意匠を以てし。往々手法の甚だ奇警なる者あり。其成効せる者は或は雄大の姿勢卓犖の氣魄あり。或は秀麗の風貌優美の態度あり。而して之を大成する所以の者は。其手法の變化に富めると。形狀の諧調を得たるとに在て存す。第二表に揭ぐる所は山城醍醐寺の五重塔の記載なり。塔は山城國宇治郡醍醐村醍醐寺伽藍に屬し天曆五年の創立なり。爾後幾回の修繕を經。現今の建築は慶長三年豐臣秀吉の大修繕を受けたるものなり。其大體の形式はなほ能く創立當時の面目を存し。殊に其內部の裝飾は依然として九百年の古色を保てり。此塔特に形式手法の秀美なるものありと云ふに非ざるも。吾人は之に依て當時の塔建築の意匠の存する所を知るを得べし。今各重の高さを檢するに。初層は獨り超然として高く。以て其尤も重要なる部分をなすことを示し。二層以上は順次に其高さを減すと雖。其減縮の割合は級數的に非ずして一種不規則の方法に由れり。其各層の大さも亦初重より五重に至るまで順次に遞減すと雖。其割合は級數的にあらずして却て一種の方級數的の方法に由れり。各層の斗栱各々其手法に異同あり。九輪の秀美なるは以上已に之を說けり。第三表は山城國相樂郡。當尾村淨瑠璃寺の三重塔なり。其創立不詳。傳記に徵するに元と京都大宮にありしを治承二年此伽藍に移

第二表

	高（軒上）	其差	大さ	其差
初重	尺寸 16.7		尺寸 21.7	
二重	13.4	尺寸 3.3	19.6	尺寸 2.1
三重	12.6	.8	17.4	2.2
四重	12.3	.3	15.1	2.3
五重	11.8	.5	13.65	2.45

建すと云ふ。恐くは是治承の再建ならん乎。爾來沿革不詳と雖も。屢々修繕を受けたる者の如し。其大體の形式手法は即ち藤原時代に屬する者なり。此塔は其大さの毎層減少することを表に示すか如く。級數的に非すして却て又一種の方級數的の方法に由れり。當代に於ける塔建築の特性は要するに左の如し。一最下層は常に他の各層に比して特に重要の意味を有す。一各層の高さは級數的に遞減せすして方級數的に遞減す。一各層の大さは級數的に遞減せすして方級數的に遞減す。一各層の細部の手法は互に異同ありて一律に流れす。一九輪は秀高にして輕快の觀を備ふ。一全體の輪廓寧ろ沈着にして安定の姿勢あり。」其他斗栱の製。軒廻りの手法等に至りては。一般佛寺建築と同一の運命に屬し。特に塔建築に於て說くの必要なければ之を略す。

第三表

	大さ	其差
初重	尺寸 10.10	
二重	9.39	寸 .74
三重	8.55	.81

(丙)手法拘束の時代。當時代は主として豐臣。徳川時代の塔を包括すと雖も。亦た足利時代の一部を算入す。手法拘束とは前期手法の自由に對して之を言ふ。此時代に於ては。毎層の變化は級數的にして方級數的に非ず。毎層の大は所謂一支落ちと稱する方則に由りて減縮するを以て。千遍一律の形式を作り。屋蓋の彎曲及勾配峻峭にして溫和なる餘裕を示さす。斗栱は各層の手法全く同一にして。特に初層に重きを置くことなく。漫然同一物を器械的に反復するのみ。九輪の形狀は甚た奇醜となれり。其大體秀高の觀を缺き。手法乾燥無味にして瓦礫を咬むか如し。幾何學的の模樣より成れる水煙。甚しく相接近せる輪。全く寶珠の形を成さゞる寶珠の如きは。吾人の實に見るに忍ひさる所なり。第四表は日光廟に於る五重塔也。其高さは二重以上全く相同しきを見る。又如何に毎層の大さが級數的に變化するかを見るべし。要するに當時代に於ては已に塔の本體の何物なるやは記憶せられさるなり。其塔を計營するや。毎層同一の手法を反復し。其間に毫も變化を加へす。九輪に重きを置くへきことを忘れ。單に之を以て屋蓋の尖端を裝飾するの器具と見做し。各所の手法は一々峻酷なる規定を以て之を拘束し。若し之に違反するものあれば即ち目して反則となす。斯の如くにして形式の優秀を求めんと欲するも豈得へけんや。我國の工匠往々にして建築術の眞相を誤解し。彼の人爲の器械的方則を以て不易の眞理となし。甚しきは垂木一支の大さを測定すれば。建築全體の形狀を知るを得るを以て一大技能となせるものあり。我國工匠の誤謬も爰に至て極ると云ふべき也。當代に於ける塔建築の性質は要するに左の如し。一最下層は他の各層と平等の意味を有す。一各層の高さは級數的に遞減す。一各層の大さは級數的に遞減す。一各層の細部の手法は平等也。一九輪は短くして奇醜の觀を備ふ。一全體の輪廓寧ろ浮輕にして危殆の姿勢あり。

第四表

	高さ	其差	大さ	其差
初重	尺 13.4		尺 16.0	
二重	15.3	1.9	14.5	1.5
三重	15.3	0.0	13.0	1.5
四重	15.3	0.0	11.5	1.5
五重	15.3	0.0	10.0	1.5

今本邦著名の塔婆に就て其プロポーションを研究するに。五重塔は奈良時代に於ては九輪の長さ凡全高の百分の三十に居り。初層の大さは百分の二十に居る。平安朝のものは東寺の塔を以て標準とすへく。鎌倉時代の海住山寺。足利時代の嚴島神社、徳川時代の仁和寺。皆能く其時代を代表して尤顯著なる成績を示せり。三重塔に於ては其結果五重塔の如く好良ならさるも大體に於て略ほ五重塔と同樣の成績を見。多寶塔は九輪の長に於て五重塔。三重塔と正反對の結果を示し。初層の大さに於ては却て之に符合せり。蓋し三重塔及多寶塔は其形狀自ら五重塔に異なり。其プロポーション亦た互に相等しきを得さるは自然の理なるのみ(第五表。第六表。第七表參照)。

○第五表　五重塔

形式		國名	全高一〇〇に對する九輪の長	全高一〇〇に對する下層の大さ	備考
奈良	法隆寺	大和	三〇、〇	二〇、一	
	藥師寺	同	三〇、〇	二三、三	
	興福寺	同	三〇、〇	一七、五	足利時代の再建
平安	東寺	山城	二八、九	一七、〇	徳川時代の再建
	室生寺	大和	二八、七	一五、四	
	醍醐寺	山城	三四、三	一八、二	
	八阪塔	同	二六、一	一七、三	足利時代の再建
鎌倉	海住山寺	同	二四、五	一五、二	
足利	嚴島神社	安藝	二二、八	一六、五	

徳川	仁和寺	山城	一九、七	一六、七
同	日光廟	下野	二二、三	一四、〇

備考　藥師寺塔は三重にして裳階を有するものなれとも、其性質五重塔に類似するを以てこの部に編入せり。

○第六表　三重塔

形式	社寺名	國名	全高一〇〇に對する九輪の長	全高一〇〇に對する初層の大さ
奈良	法起寺	大和	二八、〇	二六、六
	法輪寺	同	二七、七	二七、三
	當麻寺東塔	同	二九、二	二二、八
	同西塔	同	三一、八	二〇、八
平安	淨瑠璃寺	山城	三八、一	一八、五
	百濟寺	大和	三三、一	二一、三
	興福寺	大和	三〇、〇	二五、二
鎌倉	靈山寺	大和	三二、三	二〇、二
	西明寺	近江	三二、六	二一、三
足利	南法華寺	大和	三〇、九	一九、九
	大法寺	信濃	二八、四	一八、四
	岩船寺	山城	二二、一	一六、七
徳川	談山神社	大和	二二、七	一七、八

○第七表　多寶塔

形式	社寺名	國名	全高一〇〇に對する九輪の長	全高一〇〇、に對する下層の大さ
鎌倉	高野山金剛三昧院	紀伊	二五、〇	四五、七
	石山寺	近江	三一、二	三五、〇
	金胎寺	山城	四四、二	三四、〇
足利	根來寺	紀伊	三七、〇	三九、七
	吉田寺	大和	三四、一	二五、四
徳川	白毫寺	大和	三六、〇	二二、八

タフ

【塔の構造及装飾の變遷】（甲）桔木なき時代（鎌倉以前）。塔の構造は極て簡單なる者なり。先つ中心に礎を置て中心柱を樹立し。尋て四方の構架を疊重し。最上層の屋蓋に九輪を冠す。九輪は全く中心柱の支承する所となり。其重量は周圍の構架に布及するとなし。各重の軒の重量は其比較的强大なる垂木を以て之を支承す。此垂木の末端は其上層の軸部の重量を以て壓抑し。其下層の組物を以て適宜の位置に於て支點を作り。一種の槓杆を作すものなり。而して當代に於ける塔は屋蓋の勾配甚た緩なるか爲に。別に桔木を容るゝの餘地を存せさるなり。之を塔建築初期の構造法とす。古來塔は其細くして高さにも關せす。比較的に能く震災風災等に堪ゆるものとして。世人の驚歎する所と爲れり。然れとも塔建築に別に異様なる構架法あるとなく。從て比較的殊に堅牢なるへき理由あるとなし。當代の塔の如きは其構造法近代の者に比すれば粗にして且つ拙なり。其側柱の如きはたゞ平滑なる礎石上に立つのみにして。柄を附することなく。一般に木材の接合。釘緊。甚た不完全なり。中心柱は常に堅牢なる磐石の上に樹立する者なり。大和藥師寺西塔の中心柱の基礎を検するに。其表面に小孔を穿ちて舍利を藏し。その上に柱を立てたるか如きを見る。其他の塔も亦た悉く礎石上に中心柱を建てたるものなるか如し。装飾に關しては外部は悉く丹堊を以て塗抹し木材の末端のみ黄土を以て塗れり。内部は多くは壁上に繪畫を施し。柱以下木材にも色彩模樣を施せしか如し。奈良朝最初の塔に在ては。中央に須彌壇を設けず。佛像を安置せず。床は直ちに地盤にして板を敷くとなし。要するに塔は直ちに土壇の上に立ち。後世の如く周圍に木製の椽を繞らすことなし。法隆寺。藥師寺の如きは是なり。平安朝に於けるものは。常に一定の形式を備へたる須彌壇を据ゑ。多くは五如來を安置せり。（乙）桔木ある時代（鎌倉以後）。鎌倉以後支那宋朝文物の影響本邦に波及するに及び。建築の様式亦た忽然として一變せり。而して塔建築も亦た多少この影響を受けたるなり。桔木の使用は其著しき例にして。獨り塔建築のみならず各種の堂宇皆之を用ゐたり。前期に於ては。或は全く桔木なく單に垂木を以て軒を支承せるものあり。或は垂木の上に巨大なる木材を架するものあるも。之れ桔木の作用をなさすして。却て飛檐垂木と地垂木とを同一體として働かしむるか爲の鎭子なりしなり。當時代に至りて始めて桔木を用ゐ。槓杆の理に由りて軒を支承するに至りしも。其支點は往々柱の外に逸し。或は丸桁の上に在り。構造上甚た不利益なる者ありしか如し。斗栱及垂木は

桔木の爲めに其荷ふ所の重量を減じたるも。なほ未た純然たる裝飾的構造にはあらずして。構造的裝飾の意を失はず。中心柱は礎石の上に安定すると猶ほ前期の如し。而して小なる三重塔。多寶塔の如きものに至りては。中心柱は初層の梁上に立つを普通とするも亦た前期に等し。屋蓋は桔木使用の結果として勾配急峻となり。鐵曲增大せり。蓋し嗜好の變遷と構造の進步と偶然其軌を一にしたるものと云ふべきなり。裝飾の方法は前期と大差なし。內部の須彌壇及佛像等亦た然り（丙）中心柱遊離の時代（德川時代以降）。この時代に於ては工作上の發達甚た著しく。終に中心柱を礎石より遊離せしめ。之を周圍の構架より垂下せしむるに至れり。日光五重塔。東京谷中天王寺の五重塔の如きは即ちこれなり。中心柱をして礎石の上に安定せしむると。之を遊離せしむると。構造強弱上の利害得失は別に之を論ずべし。只だ吾人は中心柱遊離の方法を以て。我國建築構造の術に一大進步を致したるの現象と認めざるべからざるなり。中心柱の性質及其作用に關しては。左に京都東寺五重塔建築の紀錄を抄出して參考に資すべし。この記錄は延寶年間京都の工匠の手に成るものなり。

一東寺五重塔。土居三丈一尺二寸八分。高十八丈一尺の內九輪の間一尺有。寬永乙亥十二月七日の夜炎上す。再興は寬永の十八年事始。同二十年（癸未）造畢也。右者繪圖詳に有レ之。故不レ記レ之。此塔立時。心柱の根本に六寸の木を敷。瓦葺き立て塔下る故に其木を取り。程無く亦塔下り。心柱を四寸切る。凡て一尺也。根を切る時心柱を揚る事。佛壇の壁板を取り。心柱に角木を入以三間木一四方より人夫三四十にて心易く刎揚る也。借十ケ年程有て見るに。露盤と福鉢の相ひ四寸許りも明きて見ゆる。今猶多し。昔の炎上は。永祿六（癸亥）雷火也。三十一年經て文祿（甲午）七月廿二日に慶二洛東寺塔一。此塔の心柱も後に二尺爲レ切云傳ふ。故に今度の塔は。和泉抽二丹誠一。木重正しく。枡形の中にも鉋を宛。以來の下りを考へしかども。如斯也可得意。亦云。古の塔者度々に心柱の根を爲レ切故佛壇より上の心柱を板にて包み。如レ箱其れに佛像を畫と云。此度は爲二念入一故恐は下る事不レ可レ有。不レ及レ筥事無念也然れども未來を考へ。福鉢の呑込深き故。今以て雨不レ入。

この記事にて考ふれば東寺の塔の中心柱は。礎石の上に安定せると明にして。中心柱と九輪の周圍の構架との關係甚た明瞭なり。又この記事に由て吾人は當時の工作の程度を知るを得たるなり。即ち寬永以前の塔に在ては枓の內面には鉋を加へざりしを以て。枡の下面と斗の內面と密着せず。重量の爲に壓縮せらるゝに從て。漸次に相密接するか故に。全體の構架は著しく沈降するの結果を見るなり。其他この時に於ては各部の構造技工共に大に進步し。每層の重量は常に柱の中心に向ふか如く計畫され。前方へ挺出せる斗栱は殆んど裝飾的の構造となり。丸桁も丸桁桔の爲に支へられ。尾垂木は往々裝飾用の附屬物となり。地垂木飛椽垂木は。共に屋蓋の重量を支承するよりは。寧ろ軒の形狀を作るか爲に必要なる者となれり。要するに手工の精巧と構造の堅實とは遙に前代より超越せり。裝飾の方法は外部に極彩色を施すを此時代に始まれるが如し。日光芝等に於るもの即ち之れなり。然れども此等は其裝飾模樣の拙劣なると。其色彩の配合の宜しきを得ざるとに由て。全く外觀を損したり。內部の裝飾亦た外部と同一の方法に由れり。【結尾】以上を總括して之を反言すれば左の如し。」第一。塔は元來伽藍の中心として建立されしものなり。後之が一部として建立され。終りに之か附屬物となれり。譬へは始めは人の頭腦の如く。中頃にして人の手足の如く。終りにして人の鬚髯の如くなれり。第二。九輪は元來塔の最要部なり。故に最初の時代に於ては專ら意匠を九輪に用ひたるも。後世に至りては全く無意味の裝飾となれり。手法は前半期に於て變化に富み方級數的の性質なりしも。後半期に於ては級數的の性質と變したり。第三。中心柱は元來九輪を支承する柱にして古へは礎石の上に立ちしが。近世に至て之を遊離せしむるに至れり。構架の法は前半期に於ては桔木を用ゐず。後半期に於て之を用ゐたり。所謂構造上の誠實は前半期に於ては假僞の構造盛に行はる。第四。塔の內部には往古尤も美麗なる裝飾を施せしも。外部は只た丹を以て塗抹するに過ぎさりき。近代に至りては外部に極彩色を施すも。內部は比較的甚た粗略なる色彩を施すもの多し。是塔建築沿革の大要なり。今更に之を各時代に分ちて觀察すれは其成績左の如し。（甲）奈良時代。塔は或は伽藍の中心として。或は伽藍の一部として建立せられたり。此塔の形式は重きを九輪に置き。手法は變化の妙を極めたり。其構造には桔木を用ゐさりし。（乙）平安時代。塔は伽藍の一部として建立されしも。間々伽藍の中心たるものあり。この塔の形式手法共に變化に富み。九輪はなほ重要の位置を保てり。其構造は桔木を用ゐすして抑へ木を用ゐたり。（丙）鎌倉足利時代。塔の多くは伽藍の附屬として建立され。伽藍の一部たるもの少なし。この塔の形式手法共に一定の法則の爲に拘束せられたるも。なほ變化に乏しからず。其構造には桔木を用ゐたるもの多し。（丁）豐臣。德川時代。塔の多くは伽藍の附屬物にして特に意味あるものなし。この塔の形式手法共に多くは千遍一律にして乾燥無味なり。

其構造には桔木を用ゆるの外假僞の構造を生せり。後期に於て中心柱を遊離せしめたるものあり。

第八表は以上の順序を圖解せるものなり。

○第八表

		奈良時代 推古	天智	天平	弘仁 平安時代	藤原	鎌倉	足利	豊臣	徳川
資格	伽藍の中心	━	━	━	━	━				
	伽藍の一部	━	━	━	━	━	━			
	伽藍の附屬						━	━	━	━
形式	九輪時代	━	━	━	━	━				
	手法自由の時代	━	━	━	━	━	━	━		
	手法拘束の時代						━	━	━	━
構造	桔木なき時代	━	━	━	━	━				
	桔木ある時代						━	━	━	━
	心柱遊離									━

要するに塔は古來意匠に於て退歩し。其工作に於て進歩せり。其精神的意味に於て減滅せる者は。其器械的物質に於て增殖せり。而して今や將に益々この傾向を强うせんとせり。」終りに臨みて一言すべきものあり。試に我國最古の塔(法隆寺五重塔)と最近の(日光五重塔)とを比較せよ。其プロポーションに於て顯著なる差異を發見するも。其大體に於ては即ち全く同一なり。我國の塔は其他の一般の宗教建築と共に千餘年間唯一のスタイルを守り來りしものにして。如斯は世界未だ曾てあらざる所なり。是故に形式手法の變遷。古今比較的に激しからず。其發達亦甚だ著しからずと雖。千年以來徐々に其歩を進め來りて。終に今日に到りたり。假令其意匠に於ては退歩の實を見るも。其構造に到ては能く木造建築の能事を竭し。嶄然建築界に一頭角を顯せり。之を歐洲クラシック又はゴシックの如き大スタイルと相伍するも毫も遜色なきなり。之れ吾人が深く其研究の價値と趣味とを認むる所以なり。」と。【百萬塔】續日本紀寶龜元年四月戊午。初天皇八年(天平寶字なり)。亂平乃發二弘願一。令レ造二三重小塔一百萬基高各四寸五分基徑三寸五分。露盤之下。各置二根本慈心(慈は自の訛ならんといへり)。相輪六度等陀羅尼一。至レ是功畢分二置諸寺一。賜二供レ事官人已下仕丁已上一百五十七人爵一。各有レ差(狩谷氏曰。小塔及經本。今見在二大和國法隆寺東圓堂一。丹碧剝落殆盡。其材露盤以上用レ櫻以下用レ檜。九輪與二塔身一牝牡合之。虛二其中心一納レ經。其經則印刻云々」とあり。

タフカ　踏歌。正月行はるゝ御式なり。公事根原に云。踏歌といふは。正月十五日の男踏歌の事にて侍へし。近頃行れ侍るは。女踏歌なりこれは十六日なり。光源氏の物語なとにも。おほくはおとこ踏歌の事を申侍るにや。大かた正月十五六日は。月の比なれば。京中の男女の。聲よく物うたふをめしつとへて。年始の祝詞をつくりて。舞をまはせなとせられ侍し故に。踏歌とは申なめり。天武天皇三年正月に。大極殿に渡御なりて。男女わかつ事なく。闇夜踏歌の事有と見えたり。然は月の比ならぬとも。烏羽玉の夜にも有しや。持統天皇の御時は。漢人踏歌をそうし。唐人踏歌をそうす。聖武天皇天平の頃は。踏歌の儀はてゝ。祿を給とて。仁義禮智信の五文字を短籍に書て。是を人々にさくらしむ。仁の字にさくりあたりたるものには。ふときぬをたぶ。義の字に取當たるものには絲。禮の字には綿。智の字は布。信の字は段常布を給。いと興ありし事にや。又おなじき御時。踏歌のゑんには。六位以下の人々琴を彈て。うたひていはく「あたらしき年の始にかくしけり。つかへまつらめ萬代までに」と。延暦十四年の正月には。詩を作りてうたひけるとかや。おほよそ節會の儀式は。常の事なれば。今更記するに不レ及。元日踏歌をば小節と申。白馬豊明をば。大節と云にや。小節にはまちきんたちめせと仰す。大節には。刀禰召せと内辨の仰する替め有。其故はまちきんたちとは。大夫達とかけり。五位のものを申也。

五位已上のものをめせと。おほする心なり。大節に刀禰とは六位をいふ。六位の翟までをめせといふ心なり。しばらく大小の節をわかつ事は。かの偏頗の恩によてなり。踏歌節會をば。あられはしりのとよのあかりとも申にや。或はあられましりと。宣命の譜にはよめり此殿竹川をうたひて。高巾子綿の華をつくる事は。男踏歌の事なるべし。今の代に行侍るは。十六日の女踏歌なんかし。」和訓栞云。あらればしり。踏歌をいふ。持統紀に見ゆ。宣命譜には。あられまじりとよめりと。公事根源に見えたり。男踏歌は。正月十四日。女踏歌は十六日也。聖武紀に。天平元年。同十四年に此事あり。釋日本記に。此歌曲之終。必重稱二萬年阿良禮一。今改云二萬歲樂一と見えたり。あられは。可レ有といふ音便也といへり。四時調攝牋に。唐觀燈。士人作二踏歌一唱レ之。歌曰。長安少女踏春陽と見ゆ。踏歌の字此義也。踏歌章曲。女踏歌章曲。具に朝野群載に見ゆ。年中行事歌合に。ひかる源氏の物語にも。男踏歌の事をおほく申侍り。大かた都の遊女の。聲よく物うたふをめして。年の始めの祝ひの言葉を作りて。舞をまはせられける也と注せり。男踏歌は天元六年以後は絕たり。「此殿の聲さへすめる雲ゐかな。かさしの綿の白き月夜に」。この殿とは。秘曲の名也。綿をもて花を造りて。冠にさすを。挿頭の綿といへり。李部王記に。踏歌人。裝束纓冠。麹塵闕腋袍。白下襲。著二深沓一。持二白杖一と見え。西宮記に。高巾子言次振といひ。西宮裝束抄に。半臂。白石帶。綿花あり。」また嬉遊笑覽に云。踏歌は。漢土に倣ひしなるべし。唐書禮樂志。有二恣嶺西曲士女一。踏歌爲レ隊。また劉賓客嘉話錄云。踏搖娘曲。乃踏レ地搖レ身而歌。因名二踏搖娘一。唐閻知微與二突厥默啜一。連レ手踏二萬歲樂于城下一。など彼國の書には。あまた見えたり。文獻通考(百四十)。三韓其俗信二鬼神一。常以二五月一祭レ之。晝夜飲。鼓レ瑟歌舞。踏レ地爲レ節。十月農功畢亦如レ之」とあり。これ又似たる事なり。源氏(初音卷)花鳥餘情に。正月十六日の節會をば。女踏歌といふ。舞妓すゝみ出る故なり。男踏歌は十四日にあり。殿上地下の四位以下の翟。しかるべき所々をめぐり。催馬樂をうたひ。舞かなづる事あり。是はむかし正月十四五日に。京中の遊士。月に乘して。あなたこなたをめぐりてうたひ舞しより事起れり。末の世に千秋萬歲といひて。逸興を催すことあるは。これらの餘風なり。圓融院天元六年正月。男踏歌ありし。其の後は記錄などにも所見なし。その儀式は。西宮記と云書に見えたり云々。女踏歌は明治維新前までは朝廷にて行はれしなり。」小中村淸矩の考說に。正月上元の日踏歌する事は。唐の世に創れる歟。淵鑑類函十七に。朝野群載を引て云。唐明皇先天二年正月十五。十六。十七夜。於二京安福門外一作二燈輪一。高二十丈。衣以二錦綺一。飾以二金銀一。然二五萬盞燈一。望レ之如二花樹一。宮女千數。衣二羅綺一曳二錦繡一。耀二珠翠一施二香粉一。妙二簡長安萬年少女婦千餘人一。衣服花釵。媚子亦稱レ是。於二燈輪下一。踏歌三日。歡樂之極。未レ始有レ之」とあり(踏歌の事。唐書禮樂志に見ゆ。卓氏藻林に。唐樂府詞。李白詩。忽聞岸上踏歌聲。蘇味道正月十五日夜詩。遊妓皆穠李。行歌盡落梅)。年中行事秘抄踏歌の條に。此書を引たるは文に異同あり。皇朝の書に此事の見えたるは。持統天皇紀に。七年正月丙午(十六日也)。是日漢人等奏二踏歌一。また八年正月辛丑(十七日也)漢人奏二踏歌一。癸卯(十九日也)。唐人奏二踏歌一。など有て。其始彼土の人の。己が國俗(クニフリ)を奏せしが移りて。朝儀となれり。所レ謂正月十五日の男踏歌。十六日の女踏歌これ也。其は續日本紀十に。天平二年正月辛丑。天皇御二大安殿一宴二五位已上一。晚頭移二幸皇后宮一。百官主典已上陪從踏歌。且奏且行。引二入宮裏一。以賜二酒食一云々(正月十六日の宴會は。既く天武天皇五年紀に見えたるを始とすれど。踏歌の事の載られたるは。こゝに始れり)。また同書十四に。天平十四年正月壬戌(十六日也)。天皇御二大安殿一宴二群臣一。酒酣。奏二五節田舞一訖。更令二少年童女踏歌一。又賜二宴天下有位人。并諸司史生一。於レ是六位以下人等鼓レ琴歌曰。新年始邇何久志社供奉良米。萬代摩提丹(アタラシキトシノハジメニカクシコソツカヘマツラメヨロヅヨマデニ)。宴訖賜レ祿有レ差など見えて。其始は皇國風(ミクニフリ)の歌に合せて舞ひけんを。後には西土風(カラフリ)に詩を歌ひつる事。類聚國史七十二に見えたる。延曆十四年正月乙酉の踏歌の條を考へて知るべし。此より歷世に朝儀となりて。十五日の男踏歌は稀に行はるれど。十六日の女踏歌は年ごとの儀なる事。類聚國史に就て見るべし(朝野群載二十一に。踏歌章曲并に女踏歌章曲七首を擧たり。七言或は五言の詩一句づゝにて。句の末に大かた萬春樂。千春樂などいふ詞を添て唱ふる事と見えたり。西土にての踏歌の詩は。遵生八牋三に。唐觀燈。士人作二踏歌一唱レ之。聲調入レ雲と見えて。七言の詩一首を擧たり)。これをあらればしりといふ事は。釋日本紀十五に。私記曰。今俗云二阿良禮走一。師說此歌曲之終。必重稱二萬年阿良禮一。今改云二萬歲樂一。是古語之遺也と見えて。其始皇國風を歌へりし頃。一首の終に。萬年阿良禮といふ詞を添て歌ひたりしが原也。伊呂波字類抄に。本朝事始を引て。天武天皇三年正月朔。朝二大極殿一。詔男女無レ別。闇夜踏歌とあるは。歌垣の古風の踏歌と混れしにやあらん。歌垣の事は。古事記また武烈天皇紀等に見えて。男女雜りて歌ひかはしたるがいと古き風俗にて。續日本紀天平六年二月癸巳朔の條。また寶龜元年三月庚申の條に。朝廷また由義宮にて行はれしことを記し給へるを見れば。稍移りて一種の風流藝となりたれど。踏歌とは別にて余の皇

國風なり（攝津また常陸風土記。萬葉集九などにも。民俗の歌垣を載せたり。又かゞひともいふ）。以上證する所にて踏歌の故實はほゞ知るに足れり。歌垣の事は本條に出せり。開き見るべし。

タフサキ　犢鼻褌。（フドシを見よ）

タフバ　塔婆。（ソトバを見よ）

タボサシ　髱差は。髱(タボ)を張出さむためにいるゝ紙製の具なり。女裴考云。今より四十年ばかり以前（弘化四年）にたぼさしといふ物いできて。市婦らおほかたは是を用ひて重寶とし。追々輕便つくりかたのものありて今もすたらず。はじめていできし時は。珍しと人々いひけるが。其後卜也翁の隨筆（寛政中の作）。㗊のをだ卷（寫本）をみれば。たぼさしは近古ありける物なり。をだまきに。延享の頃（按にをだまきを作りたる寛政より五十年ばかりまへ今よりは百年まへ）。女のたぼさしといふ物初てはやりいでゝ。京より下りしを。母をはじめ召仕ふ女どもまで。めづらしがりてもてはやしぬ。鯨にて作りたる物なり」とあり。亦嬉遊笑覽に云。物類稱呼に畿内にてつとさし。東國にてたぼさし。中國西國ともにつとはれ。土州にてつとさし。又つとばり。加賀にてつとかうがい」と云と云り。此器西鶴等が頃には未あらず。榮花咄にかぞへ竝べたる内にも。前髮立といふ物は有り（或說に若衆も髱さし有といへるは非なり）。其礦が鯨の鬚遺といひしが始なり。四天王佮人櫻(ツトウラ)といふ淨るり（中村阿契作）第三。うるまの六齋市の處。おやつはあじやわしや髱裏と鯨の張出し是がないと。燈籠鬢か出來ぬゆゑ。太儀した云々。つとうらとはたぼさし。ぼとて。えりのあたりまではり出す結やう。流行たる事物に見えたり。此たぼさし張出しは髱さしなり」といへり。女裴考たぼさし圖解に。元文。延享の頃。かもめた長さ六寸あるを以て。其たぼの長かりしを知るべしとあり。或老人の言に。天保時代には張子のたぼさし流行し。嘉永ころより紺土佐にて作れり。たぼみのは近代の作にて毛の少なき者これを用ふといはれたり。なほ今日も廢れすして之れを用ふ。因にいふたぼとは髱とたわの訛り言葉なり。本居大人の玉勝間に云。今の世女の髮ゆひてうしろと左右へはり出したる所をつとゝいふを。あつまにてはたをといへり。順集に。「わすれずもおもほゆるかな。朝なくくれしくろ髮のねくたれのたわ」。うつほ物語（藏開の卷）。たゞおぼ（寐）とのこもりなば。御ぐしにたわつきなんず。金葉集（戀の一）「朝寢髮誰が手枕にたわつけて。けさはかたみにふりこしてみゆ」。などあり。たわ。たを。おなじ言なり。但しいにしへのは枕のあたりたる所に。おのづからできたるをいひ。今のはことさらに作るなり。今按に金葉集のは。津守國基の歌なり。右にいへるごとく髮のたわみてくせのつきたるなり。今江戸にてはたぼといふ。此說にて。たぼは。たわの轉語にて髮にくせのつきて。膨脹たる古言なるをしるべし。異本枕のさうし。似氣無物の條に。したかみたわつきたる人のあふひ（葵）つけ（着）たる」とあり。按にたわは撓の義なり。契沖法師の河社に。今も山里のものゝ山のひくゝてたわみたるやうの所をいふ詞なり」とあり。和訓栞にも。大和に鳥こへのたわといふ所ありといへり。しかればたぼ本名は。たわにてびんの撓みたるを名づけてよぶ名也。又つとといふはかみのつとび出たる名なるべし。びんごの尾の道邊にては。今も坂をたをといふとある人いへり。」また嬉遊笑覽云。宇津保（藏開）にも。たゞおほとのごもりなば。御ぐしにたわつきなんずと云々。これら手ならされしといふ心にては聞えず。髮のたぶの出來るをいふなるべし。都にては是をつとゝいへど。あづまにてはたぶといへり。源氏（若菜下）御ぐしすましてつ露ばかりうちふくみ。まよふ筋もなくといへる同じことなりといへり。是は撓の義にて。山にたわといふ處あるもおなじ。手枕に髮のくせ付たるをいふ。後世はかみのうしろに作り出すをたぼといふ。是はいかさまたわの訛りたる詞なるべし」とあり。髱さしにて髱を餘りに張り出したる結果。髱と鬢の毛の散り亂れ易くなれるにぞ。明治の二十年ごろより。髱挾みとて。鋼にて造り。黑漆にて塗りたる（図）如き品にて。髱を挾みて開かさる樣にし。又鬢の亂れさる樣に。同じ形の物にて鬢を挾む。之を鬢挾みと云ふ。小女のは朱漆にて塗りたるもあり。尙髮の風の條を通し見よ。

タマ　玉は。太古よりあり。工藝志料に云く。伊弉諾尊其の着くる所の御頸玉を以て天照大御神に賜ふ。天照大御神これを庫の棚上に安置し稱して美久良陀那乃加美といひしことあり。櫛明玉命(クシアカルタマ)は能く玉を作り。以て天照大御神に奉仕す。太古の俗玉を愛せしこと大率斯の如し。

神武天皇元年。天皇日向より大和に入り。都を橿原の地に定め。是の歲を以て即位す。時に櫛明玉命の孫某。玉を作るの工人若干を率ゐて玉を作りて獻じ。以て踐祚を賀す。是を美保岐玉(ミホキダマ)といふ。美保岐は即慶賀の義なり。爾ありて後櫛明玉命の子孫居を出雲に移し（櫛明玉命の子孫の居を出雲に移しゝこと其の歲月詳ならず）。玉を作るを以て職と爲し（居を出雲に移すとは出雲は美玉の出づる故なるべし）。每歲玉を調物に副へて貢獻し。其の業を世襲す。是を出雲の玉作といふ。此の子孫

を玉作連。玉祖宿禰といふ。」垂仁天皇三十九年。天皇皇子五十瓊敷命をして諸國の玉作部(玉を作る工人をいふ)を督せしむ(諸國の玉作部は。櫛明玉命の率ゐて來りし所の工人の後なり。諸國に在て玉を作りて獻ず。玉作連。玉祖宿禰其の部々の長たり。垂仁天皇の時に至りて。五十瓊敷命これを總督す。五十瓊敷命薨して後。玉作連。玉祖宿禰は原より其の部々の長なれば。玉を造りて朝廷に獻ずること猶故のごとし)。」大化二年。孝德天皇歷世の政體を改革して。玉作連及玉祖宿禰の諸國の玉作部の工人を督する職を罷む。而して諸國の玉工の貢獻する所の玉及玉器は國司これを收む(國司の收むる所の玉及玉器は。國司これを大藏省に輸す。大藏省これを內藏寮に輸す)。出雲の玉工の造る所の玉は出雲の國司(出雲の國司の獻する所の玉は硝子玉なり。ガラスの部を見よ)及出雲の國造これを獻す。而して後出雲國の外は玉及玉器を獻ずるを停め(停めし時詳ならず。但文武天皇より後なり)。玉工を京師に召聚して以て諸玉を作らしむ(後世に至ては。玉工を作物所に聚て玉を作らしむ)。當時の俗玉を以て衣服を裝飾する者あり。是を阿利岐奴といひ。又多麻岐奴といふ。」天平十五年。聖武天皇詔して官奴斐太を免して良民と爲し。姓を大友史と賜ふ。斐太は百濟國の人白猪奈世といふ者の後裔なり。斐太大阪沙を以て始めて玉石を治む。其の成ること甚速にして其の製する所の者甚だ佳なり。天皇乃奴を免して良に從はしむ。功を賞して以て業を勸むるなり(大友斐太は何の國の人なるを知らず。恐らくは攝津國東成郡の人ならん。東成郡は玉作の工人の居し所の地にて。而して大友村も亦此の郡中に在り)。大阪砂は(大和國葛下郡逢坂村及穴蒸村より出づる所の砂なり)。則合玉石又解玉砂といふものにして今いふ所の金剛鑽なり。爾來諸國の玉工金剛鑽を以て玉石を治む(此砂河內の金剛山。大和の生駒山。又丹後。土佐よりも出づ)。是より後玉石を治むるの巧大に進歩す。」延曆十四年。桓武天皇制して參議以上は帶に白玉を著けしむ。本邦に於て帶に玉を著くるの制此に始まる。是より後天下の形勢大に變し。人珠玉を以て衣服の裝飾と爲さず。其用ゐる所は僅に神幣と爲し。或は玉冠。玉佩及革帶に嵌し。及佛寺の裝嚴と爲すのみ。玉工益衰ふ。以來業を以て相傳ふる者甚だ稀なり。瑪瑙。水精。硨磲。珊瑚。琥珀。金。銀等を丸と爲し。諸器の裝飾と爲すが如きは。往々これ有りと雖へども。出雲の國產の玉の如き堅質の者に至ては。諸國の玉人其技を子孫に傳へず。故に其の製造法獨出雲國の意宇郡の工人のみ相傳へて。其の他諸國に於ては其の巧遂に絕ゆ。搢紳家の革帶に用ゐる所の方圓の寶玉も。祖先より傳ふる所の者あれば子孫之を相承け。相讓りて永く家寶と爲す。」延喜五年。醍醐天皇制して出雲の國造の獻する所の玉は。每歲赤水精の玉八枚。白水精の玉十六枚。青玉四十四枚と定む。出雲國の玉工は意宇郡の神戶の玉工にして(玉作を以て氏と爲す)往古より玉を作るを以て家職とし。以て世襲せる者なり。」承平。天慶の亂を經て。出雲の國造及國司の玉を進獻すること漸廢す(國造の獻する所の者は眞玉なり。國司の獻する所の者は硝子玉なり)。是より後世人多く支那舶來の玉を用ふ。」崇德天皇の御宇。僧法範能く玉(水精。瑪瑙等の類の玉なり)を作る。玉工の職衰へてより以來。僧徒或は玉を治むる者あり。而して世特に法範を以て善工と稱す。」壽永三年。後鳥羽天皇大嘗會を行ふ。時に朝廷諸名匠を召集し。其の用ゐる所の諸器を造らしむ。玉工は則中原貞次。中原貞清。中原依遠なり。並に當時の妙手と稱す。」弘安四年。是より先支那の兵屢々入寇す。是に至て大擧して鎭西を寇す。鎌倉の執權北條時宗師を出して擊てこれを却く。是より後支那の商舶の到ること大に減じ。玉を輸すこと甚尠し。是に於て本邦の玉工の業復稍起る。其の玉工は多く僧徒なり。」正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。玉工は守清。妙法。成佛。爲綱なり。並に皆當時の妙手と稱す(守清。妙法。成佛。爲綱は恐らくは京師の工人なるべし)。」慶長年間。此の際男子印籠と巾着と相具して腰間に佩ぶることを好む。而して其の緒に玉を貫き以て緒束す。是を緒卜玉といふ。因て本邦の玉石及支那の寶石を以て材と爲し以て玉を製造す。」寬永年間。印籠巾着を佩ふるの風益々世に行はれ。玉工の業漸繁し。時に京師の玉人善く緒卜玉を作る。其の材は水精。瑪瑙。硨磲。琥珀。出雲の青石。佐渡の紫石。赤石。蝦夷の唐太石。夜光貝。眞珠。蠟石。石英。珊瑚。孔雀石。凝水石等を用ふ。此の際肥前の平戶の工人一種の玉を製す。金及銀を線と爲し。組て文を成し。裝るに珊瑚。水精等を以てす。是を平戶玉といふ。南蠻の巧を傳ふるなり。既にして京師の工人も亦これを製す。既にして江戶。大阪に於ても亦玉を作る者あり。」寬文の末。多婆古の禁大に弛ぶ。故に多婆古帒の製起る。これを多婆古伊禮といふ。緒を着けて以て腰間に佩ぶ。其の緒に玉を貫き。以て緒を鎖すこと印籠。巾着の如し。是に於て人爭て美玉を求む。是に於て玉工の業又繁し。是の時に當て支那及阿蘭陀の商賈も亦多く珍珠美玉を齎ち來る(阿蘭陀の商賈珊瑚珠を輸すこと殊に多し。是より後仍然り)。」天和年間。男子印籠。巾着及多婆古伊禮を佩ひ。これに美玉を着くるを榮と爲す。玉工因て市廛を構へ。以て之を鬻ぐに至る。京師は御幸町。江戶は南傳馬町。芝三島町。大阪は備後町等な

り。其他諸國都會の地に於ても亦鄽を開て之を鬻く。」文化年間。江戸の婦女子玉を愛し以て簪及櫛を裝ふ。既にして京都。大阪及諸國の婦女も亦これを愛し玉工の業これが爲に繁し。」天保九年。將軍德川家慶令して嚴に男子の多婆古伊禮。女子の簪及櫛に玉を着くるを禁ず「玉工の業爲に稍衰ふ。數年の後此の禁漸弛び玉工の業復繁し。而して今日に至る。【山玉】マの部を見よ。【玉器】貿易資料に云く。玉石を以て器物を造ることは太古よりあり。碗を稱して多麻毛比或は多麻萬利ともいふ。太古の玉器の今尚存ずる者あり。其の形狀。或は壺に似たるあり。或は環に似たるあり。竝に其の名を辨せず。又其の何の用に供せしを知らず。」安康天皇元年。大草香皇子玉縵を以て天皇に獻ず。玉縵は美玉を以て飾る所の縵なり。時人其の華美なるを稱す。」大化二年。孝德天皇歷世の政體を釐革して。玉作連及玉祖宿禰の玉作部の工人を督する職を罷めて。諸國司に令して諸國の工人の製作する所の玉器を獻ぜしむ(但定額あるにあらず)。後世に至て之れを停め(停めし時詳ならず。按するに文武天皇より後なるべし)。京師の工人に命じて之を作らしむ。其の營作する所の者は魚符(玉石を以て小魚の形を作り以て符と爲す)。壺。鎭子(玉石を以て獅子。牛。兎等の獸類の形を造り。以て鎭子となす。或は夜叉の形を造るあり)。橫笛(花章を彫る)。尺八笛(花章を彫る)。卷軸。瓔珞等なり。又念珠を製す。竝に玉。瑪瑙。水精。琥珀等を以て材と爲す(念珠は黃金玉。白銀玉。眞珠。瑠璃等にても造る。按ずるにこれ等皆京師の工人の造る所の者ならん)。」聖武天皇の御宇。玉造者の業益盛にして。玉器を作るの巧も亦大に進歩す(當時作る所の玉器今尚藏めて奈良の東大寺の寶庫にあり)。」承平。天慶の亂を經て。玉造者の業漸衰ふ(京師の玉工は作物所に於て玉を造る。作物所は朝廷の細工所なり。是より後多く支那の玉を用ゐしが故に。本邦の玉造者の業の益おとろへしなり)。」崇德天皇の御宇。僧法範能く玉器を造る。時に鳥羽天皇法範に命じて水精の御枕を以て燧に造らしむ。當時玉器(卷軸。念珠。瓔珞。鎭子等の類なり)を作る者は多く僧徒なり(當時の人仍支那の玉器を用ふ。是より後も亦仍此の如し。而して弘安四年巳後に及では。支那の商舶數を減じて玉器を輸すこと甚尠きに至る)。猶トパースの項參看すべし。

タマシヅメノマツリ　鎭魂祭。每年十一月(陰曆)中の寅の日。宮內省に於て行はるゝ御祭事なり。公事根源云。それ人には魂魄の二の玉あり。魂は陽氣魄は陰氣なり。この祭は遊離の運魂をまねきて身體の中府にしつむる功能あり。宇摩志麻治命の時より事おこるよし舊事本紀なとにみえたり。此祭を如法におこなはるれば殊勝の御祈と成べきにや。されば白川院は御脫屣の後も。院中にて猶行はれ侍き。東宮。中宮にても年々ある事なり。天安二年(文德天皇)にとゞめられ侍しを興行せられて。貞觀元年十一月神祇官にて行はる。今は年々の事になれり。」江家次第に。宮內省有レ穢。於二神祇官一行レ之(天慶八年)。內裏有レ穢。不レ用二內藏寮御匣殿御衣一。仍縫殿請二大藏御服帛綿一。忽調二御服御衣筥一。內侍女藏人皆有レ障。以二女史一爲二代官一。諒闇之時。或行或不レ行。延長不レ行。天曆。康保行レ之。近代皆行レ之」と見えたり。今は十一月の二十二日に行はせらる。

タマツキ　衝球戲の我が國に行はれし始詳ならず。橫濱のホテル等には古くより其器有りしなるべし。明治七八年の頃。東京に球臺を備へしものは。神田淡路町の萬代軒。京橋釆女町の精養軒。麴町飯田町の香取軒等古く。小笠原子爵。中御門侯爵。土方寧等其頃の名手なりしと云ふ。

タマヒ　田舞。(マヒを見よ)

タママツリ　魂祭。(ウラボムを見よ)

タムゴ　丹後。丹後國は山陰道に屬し。元明天皇和銅六年。丹波國を割きて置かれたる所にして。加佐。與謝。丹波。竹野。熊野の五郡あり。東南は若狹。丹波に接し。西は但馬に界し。三方皆山嶽を負ひ。唯北の一面のみ海に瀕し。港灣出入す。國の東北に聳ゆる者を由良嶽とす。其の山形の肖たるを以て丹後富士と稱す。千丈嶽は一名を大江山と云ふ。與謝。加佐の兩郡に跨り。南方に屹立せり。成相山は其頂を皷嶽と云ふ。與謝海の西に在り。普甲峠は宮津の南にあり。今十歲坂と稱す。足占山は或は呼びて磯砂山と云ふ。中郡に在り。國中第一の高山なるを以て。北海の行舟皆此山を以て標とす。由良川は丹波より來り。加佐郡を過きて由良港に注ぐ。其流國中に最たるを以て。大川と稱す。之に亞ぐ者は竹野川なり。源を中郡の常吉村の山間より發し。郡中の諸水を併せ。北流して竹野。間人兩村の間を流れて海に入る。倉梯川は一名を野田川と云ふ。與謝郡の山間より發し。北流して與謝海に入る。佐野。川上の二川は倶に但馬の境より出て。久美港に入る。二橋川は丹波の境より發し。田邊灣に入る。竹野郡は。北海に突出せる半島にして。東西倶に海に面し。其北岬を經岬と云ふ。西に間人。夕日の二港あり。東に蒲入。平田。日出の三港あり。南に與謝海あり。與謝海は南に黑崎あり。北に鷲崎ありて。潮水遠く陸地に入りて一大灣をなす。其灣中に一條の砂線長く斗出し。靑松其上に茂生す。これを天橋立と云ふ。日本三景の一にして。成相山上より之を望めば。一長橋の如く風景絕佳なり。由

巨港は由巨川の口にして。其幅廣しと雖も。海船を通すると四里に過きす。小舟は遡りて丹波の福知山に達するを得へし。天橋立の東南に宮津港ありて。舟舶常に輻湊し。國中第一の佳港たり。舞鶴港(舊名田邊)も亦海舶數百艘を泊すべし(明治三十四年十月鎭守府を開く)。冠。沓の二島其北に横たはり。岸上に建部山あり。以て海山の勝を登臨すへし。其他竹野。岩瀧の諸港ありと雖も。皆水淺くして纔かに小舟を通すへきのみ。久美港は國の西境に在り。河口淺くして舟を通すへからす。其東は即ち夕日湊なり。穴島を隔てゝ掛津浦に連る。浦口に二湖あり。周廻倶に一里に殆し。其水は海に注く。天正八年。細川忠興宮津に城きて。其父藤孝をして之に住せしむ。十年。藤孝田邊城に移る。忠興代て之に住す。慶長五年。京極高知細川氏に代て此城に住し。子孫相承く。寛文九年。永井尙長京極氏に代り此城に移住し。天和元年阿部氏之に代り。正邦。正盛父子相承く。元祿十年。奧平昌成之に代り。享保二年青山氏又之に代り。幸秀。孝道父子相承く。寶曆八年。本庄資昌來て青山氏に代り。以後子孫相承け。以て皇政維新に至る。明治四年。廢藩置縣の際京都府に隷す。後舞鶴。宮津。峯山三縣を廢して豐岡縣に併せ。九年同縣廢せらる。物產の重もなる者を擧れば。木材。海藻。鯨。鰤。鰛。海參。蜂蜜。紬。縮緬。葛籠。撰絲。紙。漆。蠟等の類なり。

ダムゴ 端午。五月五日を端午又重五と云ひ。古來五節の一たり。當日菖蒲を以て節物とし。家々檐端に菖蒲艾をふき。菖蒲湯。菖蒲酒。粽。かしは餅。旗。幟。胄人形等を作り。以て祝せり。遂次其條を別て古來のありさまを云へし。古今要覽時令部。軒のあやめの條に。五月四日の夜。軒にあやめふく事は。中むかしよりはしまれり。國史式等にしるされはさたまりたる恆例にはあらざるなり。しかはあれと五月四日夜。主殿寮內裏殿舍葺菖蒲と(西宮記)みえたれは。此頃よりはしまりて。定例となりしにや。又よもぎをさうふにそへてふくことは。いはゆるさうふよもきなどのかほりあひたるも。いみしうおかし。こゝのへの內をはしめて。いひしらぬ民のすみかまて。いかてわかもとにしけくふかむと。ふきわたしたると(枕草子)。みえたるによれは。此ころほひには菖蒲よもぎともに。軒にふきし事しられたり。こゝのへの內をはしめて。いひしらぬ民のすみかまて。といふをもてみれば。世にあまねく定例となりしことおしはからる。既にかけろふ日記。西宮記との二記をおもへは。九百年前。千年ちかきむかしよりの。ならはしにして。たかきいやしき。なへて家の軒にふきしなり。さて聟とりたる家。三ヶ年ふかすといふ說あれと。はゝからさるよし。山槐記に見え。新造の家三箇年不葺よしの說あれと。これも不憚よし同書にみえたり。又新宅不葺よし後成恩寺殿の說(諒闇記)なり。されとも新造家必葺之。代々例也と(年中行事秘抄)みえたれは。ふく說にしたかふへきなり。さうふゝく事諒闇中不憚と(後成恩寺殿諒闇記)みえ。喪家には。あるひはふき。或はふかさる說あれとも。多くは憚らさる說なり。文暦元年五月四日。故女院御院不レ被レ葺二菖蒲一。世俗之說終爲。御所不レ葺と(百練抄)みえ。但建久六條殿葺レ之。嘉承堀河院葺レ之。治承高倉舊院不レ葺と(同上)みえ。不吉家或葺或不レ葺と(年中行事秘抄)みえたるによれは。たしかならざれとも。ふく方に隨ふへきなり。殊に山槐記。後成恩寺殿諒闇記等の說によれば。新造の家。諒闇喪家にいたるまて。不憚よしなれは。これにしたかふ。且そのうへ凡葺菖蒲事者爲レ除二火災一也。非二家飾一仍不レ憚レ之也と(後成恩寺殿諒闇記。恒例行事畧)いへり。けにさあるへき事なり。西宮記云。五月四日夜主殿寮內裏殿舍葺菖蒲(不見式)云々。」かけろふ日記云。五月にもなりぬ。我いへにとまれる人の本より。おはしまさすとも。しやうふゝかてはゆゝしからむを。いかゝせむするといひたり云々。又云。あくれは五日のあか月に。せうとたる人。ほかよりきて。いつらけふのさうふは。なとかおそうつかうまつる。よろしつるこそよけれなといふに。おとろきてしやうふゝくなれは。みなひともおきて。かうしはなちなとすれは云々。」清少納言枕草子云。せちは五月にしくはなし。さうふ。よもき。などのかほりあひたるも。いみしうおかし。こゝのへの內をはしめて。いひしらぬ民のすみかまで。いかてわかもとに。しけくふかむと。ふきわたしたる。猶いとめつらしく云々。」榮花物語(かゝやく藤壺)云。長保二年五月五日になりぬれば。人々さうふ。あふち。なとのからきぬ。うはきなども。おかしうなりしりたるやうに云々。」軒のあやめひまなくふかれて。心ことにめてたくおかしきに云々。」山槐記云。仁安二年五月四日。藏人右衞門權佐經房示送曰。執レ聟所三箇年不レ葺二菖蒲一之由有二蒼說一。如何者。答二不レ知之由一畢。不レ憚事歟。是越後守時實爲レ聟。仍相尋歟。又云。法住寺殿葺二菖蒲一。去年十二月御移徙也。新屋三箇年不レ葺之由。有二閭巷說言一。仍所レ記也。不レ憚事也。又云。治承三年五月四日予亭(三條去十一月移徙)葺二菖蒲一如恒。」玉蘂云。建曆二年五月四日。人家棟葺二菖蒲一如レ恒。」玉海云。文治四年五月四日云々。今日葺二菖蒲一如レ恒。但堂不レ葺レ之。依レ喪二家所一也。先例也。」師元年中行事云。五月五日戊午。今日營中不レ被レ葺二菖蒲一。是御輕服之間御悲歎之餘也云々。又云。建久五年五月五日乙丑。御所中屋倉葺二菖蒲一事。可レ爲二檜皮葺所一役之由被二仰分一。

年々政所下部等沙二汰之一云々。又云。承元五年五月四日云々。新御所可レ被レ葺二菖蒲一否。被レ尋二陰陽道等一之處。雖二新所一爲二御移徙一後者。尤可レ被レ葺以前有二其憚一云々。」水左記云。承保四年五月四日。今日葺二菖蒲一之日也。而遭喪之家葺二菖蒲一否之條。暗以不レ覺。此由問二申前大納言御許一之處。返答云。喪家四十九日中不レ可レ葺云々。後一條院御時四十九日以後所レ葺也者。然者今日所レ葺二菖蒲一也。」百練鈔云。文曆元年五月四日。故女院舊不レ被レ葺二菖蒲一。世俗之說終焉。御所不レ葺云々。但建久六條殿葺レ之。嘉承堀川院葺レ之。治承高倉舊院不レ葺云々。」後成恩寺殿諒闇記云。五月五日葺二菖蒲一事。諒闇中不レ憚之。喪家竝新宅不レ葺也。重服竝觸中不レ憚之。文永度御喪家猶被レ葺之由有二所見一。又延元後伏見院四月五日御事。御中陰喪家(持明院殿)被レ葺云々。凡葺二菖蒲一事者爲レ除二火災一也。非二家飾一仍不レ憚レ之也。」拾芥抄云。五月四日。主殿寮葺二內裏殿舍菖蒲一。」年中行事秘抄云。五月三日六衞府獻二菖蒲花一事(南殿供之)云々。四日主殿葺二內裏殿舍菖蒲一事。葺二菖蒲一事。新造家必葺レ之(代々例也)不吉家。或葺。或不レ葺。天喜二年五月四日。左中辨定親尋云。故院登遐年內裏葺二菖蒲一哉尋勘。彼年無二所見一。但私記云。寬德二五葺二南殿菖蒲一。又典藥寮獻二御藥一。又說云。不レ可レ葺。又云遭レ喪所々葺二菖蒲一。七々忌外不二禁忌一。又今日皇后主御所(東三條院皇后)。母祇子。去月二十六日行二贈位一了。葺二菖蒲一。永久二年五月五日。東三條高陽院三條殿雖レ觸。京極殿北所御事穢葺二菖蒲一了。於二京極殿一不レ葺。」高倉院御所可レ被レ葺二菖蒲一否事(治承五年師尙申狀)。舊院可レ被レ葺二菖蒲一否事。世俗之說終焉。之所不レ葺重服人事葺レ之。一條殿御事知足院殿重服服時小松殿(知足院御座)葺レ之。小川殿(一條殿終焉所)不レ葺之。但嘉承三年五月四日。內裏被レ葺二菖蒲一雖二諒闇間一不二相憚一。又堀川院(先帝登遐所中宮御持)同葺二菖蒲一。此外其例候云云。今度不レ葺レ之依二師大納言命一也。建久三年舊院葺レ之。」建武年中行事云。五月四日主殿寮。所々にしやうぶ〻く云々。」東宮年中行事云。五月四日しむてん(寢殿)しよく〱しやうぶをふく事。この日しゆてんしよ(主殿所)のくわむ(官)人こそ。ごてむ(御殿)および所々にしやうぶをふく。」公事根源云。五月四日は。あさかれゐの庭に是をたつ。主殿寮所々に菖蒲ふく云々。」殿中御對面記云。五月三日曉。御殿の軒に。菖蒲に蓬をそへてふき申也。檜皮師の役也。」御湯殿うへの日記。弘治四年五月四日。はうしやうより。いつものさうふの御てんまゐる。けふの御てんには。りやうあんにて。しやうふ〻かれ候はすより。ないし所はかりふかれ候。」常時年中行事云。五月四日。さうふは主殿寮ふくとあれと。此頃は丹波國小野といふ所より獻す。同所の者あまたまゐりて。御殿ことにふき渡す云々。」恆例行事畧云。五月四日菖蒲葺。是は小野鄉より調進す。百姓參りて御殿の字にふくなり。むかしは四日の夜。主殿寮の官人。內裡殿舍の菖蒲を葺こと。西宮記にみゆ。凡葺二菖蒲一爲レ除二火災一也(桃花蘂葉の記)。」日次紀事云。五月初四日。古者禁裏院中殿舍菖蒲主殿寮葺レ之。當時山城國小野庄六鄉之民著二烏帽子素襖袴一葺レ之。到二于中古一小野悉主殿寮領二知之一。依レ之于レ今自二小野一勤レ之。」年中下行帳云。五月四日。御殿菖蒲葺(丹波小野鄉七ヶ村土民。下行壹石五斗。於御臺所粽御酒被下)。」續節序記云。五月四日。艾菖蒲蓋屋。今日より艾菖蒲を屋の軒に挾む事。我國の風俗なり。弘仁式に。五月三日半日に。菖蒲蓬花など。南殿の前に置とあり。然れは此節にも有しや。いつの比初ろといふ事未聞。又拾芥抄に。五月四日主殿寮葺二內裏殿舍菖蒲一と侍り。然れは往昔より葺來れり(今按に。弘仁式に見えたる所は。あやめふく料にはあらす)。」日本歲時記云。五月四日。國俗今日艾菖蒲を屋の軒に挾む。按に歲時記に。五月五日艾をむすひて。人の形のことく見えたり。國俗艾菖蒲をのきに挾むも。かゝる遺意なるべし云々」とあり。

【かつみふく】事は。五月四日。軒にかつみふく事は。みちの國のふるきならはしなり。これはむかし。實方の中將奧州にくだられたりしより。事おこりし也。其後橘の爲仲みちの國の守となりて。國に下りて。五月四日あやめにはあらぬ草を引けるをみて。けふはあやめをこそ引く日なるにといへは。此國にはむかしよりあやめ引く事しらざるに。實方の中將みたちの時。今日はあやめをふく日なるに。などさやうの事はなきそと云々。此國になきよし申ければ。あさかの沼の花かつみをふけと(世繼物語)の給へるよりして。かつみをとりてふきしは。時にとりての頓知。且かの中將のみやびもしられたり。抑あやめをふく事は。前條にものへしことく。火災を除かん爲のよし。後成恩寺殿の御說もあなれは。もとも何草にても。水草にさへあれはよかるべきを。かつみぶきしはいとよし。かつみはこもといふ草なり。故にかつみふけと。中將の給へは。こもといふものをふきけると(同上)みえたり。其後國のならひとなりしよし(東齋隨筆)いへり。」拾玉集(宇治山百音)。夏菖蒲「あづまぢや野澤のかつみけふはかり。菖蒲の名をもかりてける哉」。按に。かつみはまこもの實なり。其實諸國にて食料となし。美濃尾張邊にては。かつみきりといひて。そは切のごとく製すといへり。されはかてみ(料實)の轉したるなるべし。

【あやめのかつら】日本歲時記に曰く。五月五日未明禁中に。絲所より獻するを天子

かけ給ひて。武德殿に行幸ましまし。例の節會行はる。內外の群官も皆かくる事なり。是は時の疫邪惡氣なとをさけんためにせしめ給ふ也。これ往古よりの仕來りなりしを。聖武天皇の御時の比は。既に此事廢せしとみえて。天平十九年五月太上天皇詔に。むかしは五月の節。常にあやめをもつてかつらとなす。比來すでに停二此事一。今より後あやめのかつらにあらさるものは。宮中に入ることなかれと（續日本紀）みえたるによれは。いつれの御代よりか此事行なはれさりしを。此御時よりして年々の五月五日には。文武群官必すあやめのかつらをつけて。宮中に出入せしめしより定例となりし事。この詔にて明なり。萬葉集に詔ありし年より。四五十年前あやめかつらをよめる歌みえたり。則山前王の作歌に「ほとゝきすなくさつきにはあやめ草。花橘を玉にぬきかつらにせんと」とよまれたるは文武天皇の御宇にてやありけん。山前王は養老七年十二月卒すとみえたれは。天平十九年にさきたつ事。二十五年なれは。かにかく山前王の世にいませし比は。あやめのかつらを用ひられしこと。かの歌にてしられたり。又それより後家持卿の歌に「あやめくさかつらにせんひとも。菖蒲草よもきかつらき」とも讀れたるによれは。よもきをもあやめにそへてかつらとせられしなり。しかはあれど。九條右相府記に。よもきを用ひられし事みえれは。時によりて其製作は異なりしにやあらん。延喜式。西宮記等には。內外群官皆着二菖蒲鬘一とも。天皇出御着二菖蒲鬘一とのみにて異なる事なし。小野宮年中行事には。くは數しるされたれとも。萬葉集にみえし花橘を玉にぬき。かつらにせんとよめる歌には合はす。これ皆時世によりてたかひあるのみ。」小野宮年中行事云。五月五日云々。當日早旦天皇服二御菖蒲鬘一。御鬘。絲所未明獻レ之。幸二武德殿一。承和故事御輿不レ昇レ階。二級而駐之。而自二貞觀一以後。猶昇進二御於階上一。又裏書。引二九條右相府記一云。造二菖蒲鬘一之體。用二細菖蒲草六筋一（短草九寸許。長草一尺九寸許。長二筋短四筋）。以二短四筋一當二巾子一。前後各二筋。以二長二筋一。廻二巾子一充二前後一。草結四所。前二所。後二所。毎所用二心葉縫組等一。」八雲御抄云。菖蒲あやめくさ。萬にあやめくさ。かつらにきむ日といへり。」花鳥餘情云。五月五日節。天皇あやめのかつらをかけ給て。武德殿に行幸あり。內辨。外辨等節會の如し云々。」五十番歌合判詞云。右是は古今なとに見すもあらすなと讀る。右近馬場の騎射にはあらす。五月五日豐樂院にて昔は騎射を御覽せられし也。是を馬遊見と云。天子群臣みなあやめのかつらを冠にかけて。節會の儀ありし也。くすりを給けるにや與有事にこそ侍れ。」四條家晉法云。五月五日此日しやうふをふく事云々。天平十九年五月にちよくちやうありて。百官諸卿あやめのかつらをかくへし。懸ざるものは宮中に入るべからずと定めらる云々。」和訓栞云。あやめのかつらは。續日本紀に。昔者五日之節。當用菖蒲爲縵と見えたり」とあり。また同書に【あやめのまくら】九月五日。菖蒲をもて枕にしく事は。中むかしよりはしまれる事也。前中納言雅賴卿歌に「都人引なつくしそあやめ草。かりねの床の枕はかりは」。又俊成卿の「立花にあやめの枕にほふ夜は。むかしを忍ぶかぎりなりけり」とよまれたるによれは。七百年はかりのいにしへよりして用ひられしものなり。嘉禎四年五月四日自二將軍家一被レ調二進菖蒲御枕。竝御扇等於公家一と（東鑑）みえたるによれは。嘉禎の比はあづまにても用ひられし事しられたり。又明應の比には世にあまねく用ひられしものとみえて。五月五日。今宵は菖蒲の枕しく夜なりとて。しき侍りてと（關東海道記）みえたるにて明らかなり。凡五月五日あやめ草をもて。屋の軒にふき。或はかつらとなし。或は續命縷につくり。或は枕にしく事。皆時の邪氣をさけはらはん爲に用ひらるゝなり。又同日あやめの筵を用らるゝ事。三百年前よりあり。五月四日の夜菖蒲の御筵御枕參りて。しかせられて御しつまり候と（殿中御對面記）みえたり。是も邪をさけ。あしき虫なとをよくるまじなひに用ひられしにや。さて又禁中へは。五月四日新藏人あやめの御枕獻するよし。禁中年中行事。年中下行帳にみえたり。兩たけ五六寸はかりにきりて。五寸廻りはかりに跡さきをかみひねりにて結ひて。兩方の小口によもきをさし挾むよし。後水尾院當時年中行事にしるさせ給へり」とあり。按に。古はいかゝこしらへけん。其つくり方しられされとも。二百二三十年餘の仕立かたは。菖蒲をたけ五六寸はかりにきりて。五寸まはり計に。あとさきをかみねりにて結ひて。兩方の小口によもぎをさしはさむなりと。後水尾院當時年中行事にしるさせ玉ひ。東鑑にみえし所は。金銀をちりはむゝあれば。かさりつくせしものとしられたり」と云へり。

【あやめのこし】五月三日平旦六衞府より禁中へ奉れり。延喜式近衞府云。凡五月三日。藥玉料。菖蒲。蓬（惣盛一輿）。雜花十捧（盛瓮居臺）。三日平旦申內侍司列二設南殿前一（諸衞准此）と見えたるを始めとせり。此より菖蒲輿の名目起れり。古今要覽云。あやめのこしは。五月三日平旦六衞府より。禁中へ奉れり。藥玉料。菖蒲。蓬（惣盛一輿）と（延喜近衞府式）みえたるを始とせり。これよりしてあやめのこしの名目おこれる也。六府立二菖蒲輿瓮花（各一荷。花十捧）南庭一（西宮記）と見えたり。又しやうぶのこし。さうふのこし。ともいへり。いはゆる五月五日になりぬれば。御藥玉しや

タムコ

うぶのこしなどもてまゐりたるもと(世繼物語)見え。又三條の宮に。おはしますころ。五日のさうぶのこしなど。もちてまゐりと(枕雙子)見え。五月四日夕つかたに成ぬれば云々。さうふのこし。朝かれひのつほにかきたて〳〵。殿ことに人々のほりて。ひまなくふきしこそ。みつのゝあやめも。今はつきぬらんとみえしかと(讃岐典侍日記)かけるによれは。くす玉の料あるは。御殿ことにふくあやめを。輿につみてかきもてありけは。とりまはしよき故に。設けられしものなり。しかるを後世はさなくして。別段あやめのこしをつくりなせり。これを菖蒲の御輿とも。又あやめの御殿ともいへり。其製法は以連㆓根菖蒲㆒爲㆓棟梁㆒。且以㆓細木㆒爲㆑柱造㆓小殿形㆒。以㆓檜葉竝菖蒲㆒蓋㆓殿宇㆒と(日次紀事)見え。菖蒲の御殿とは。菖蒲を以て小き殿を作り物にして獻之と(故實拾要)見えたり。昔は六衞府より奉りしかとも。近世は東坊城家より。獻せらるゝよしなり。菖蒲の御輿を。昔は六府(左右近衞。左右衞門。左右兵衞)より調進せし事古記にみえたり。近代は東坊城家より獻せらると(夏山雜話)見え。菖蒲輿東坊城家人副衞士土佐調進下行壹石と(年中下行帳)見えたり。黑川道祐説に。菖蒲御輿料木自㆓梅畑㆒供御人納㆓今出川家㆒。即遣㆓衞士㆒衞士作之と(日次紀事)見えたり。古製は山岡俊明説に。菖蒲のこしは。五月端午禁裏の宮殿へふき。又藥玉なとの料にあやめを持まゐる時。車に積て來る。それを輿とはいふなりといへるそ。穩に聞え侍り。さすれは別段ことやうにつくりなしたるものにはあるへからさるにや。しかはあれどふるき圖式なければ。其製作しるへからす。雲圖抄にあやめのこしすゑし場所の圖を載たれど。輿の圖は見え侍らず。近代のものは。藤井家調進のよし傳ふる圖あり。これ和土記。故實拾要などにいふ所の説に粗あへり。これをあやめの御殿ともいへり。そのさまは二本柱にして屋根あり。小殿の形ちを作りなせるものなり。やねの四すみ棟等の六所には。蓬あやめをさすよしなり。さて和土記文龜三年五月五日の條に。あやめの輿をつくれる木材を八瀬より調進する事見えたり。其調の材をもてつくれるあやめのこしならは。藤井家調進の二本柱につくれる輿の説にあへり。文龜三年より今茲天保辛丑迄三百四十二年に及へり。またはるかに後れて。延寶の頃はあやめの根を以て。棟梁となすと(日次記事)記したれは。藤井家調進のものとは異なる樣に推はからるゝなり。さて小殿の形をなせるものは。應永の頃よりありしとみえて。其體如㆔屋形㆒之餝㆓菖蒲㆒。是菖蒲輿也と(薩戒記)みゆれと。古代の輿の形。詳にしれかたし猶考へし。」建武年中行事云。五月三日六府菖蒲の輿を。南殿の階の東西にたつ。四日あさかれひの庭に。これをたつ云々。くすりのつかさのしやうふなかはしのかへのもと。殿上のまへにおく云々。」薩戒記云。應永三十三年五月三日。六衞府獻㆓菖蒲花㆒之事見㆓年中行事㆒。是則當時衞士所㆓持來㆒之菖蒲也。又同五日書司供㆓菖蒲㆒云々。於當時如何。又同日典藥寮供㆓菖蒲㆒云々。是近來進㆓於兩殿㆒之菖蒲也。其體如㆔屋形㆒之餝㆓菖蒲㆒。是菖蒲輿也。」公事根源云。五月三日。六府あやめの輿を南殿の階の東西にたつ。又時の花を折そへて。おなしくおく。四日あさかれひの庭に。是をたつ云々。」年中行事歌合(十五番歌五日節會)云。五日宴を群臣に給也。今は絕てなきにや。左右近衞。左右衞門。左右兵衞菖蒲を奉る。あやめの輿とて南殿にかきたて侍也云々。」和土記云。文龜三年五月五日。今日内侍取㆓菖蒲輿如㆓例年㆒。課㆓衞士府㆒。衞士沙汰進之以㆓大原樹下㆒下㆓行之㆒。八瀬分者爲㆓年預得分㆒也。兩所之沙汰同前隨㆑時。下行其在所不㆑同。八瀬分柱二本(檜杉間也)。杖八本(六七尺也)。杉木二束(一束數株)。檜葉二把右持來之日晝食代二疋沙汰定例也。」故實拾要云。菖蒲の御殿とは。菖蒲を以て小き殿を作り物にして獻㆑之也。」恒例行事略云。菖蒲御殿。これはいつの頃よりや。東坊城家より材木等の品を出され。衞士是を作りて奉る。淸凉殿の東庭。鬼の間とほり高欄に添てたてらる。」日次紀事云。五月初五日此ことをかゝげ。夏山雜話云。端午に菖蒲の御輿を。昔は六府(左右近衞。左右衞門。左右兵衞)より調進せしこと。みえたり。近代は東坊城家より獻せらる。」年中下行帳云。一菖蒲輿(東坊城家人副衞士土佐調進下行壹石)。」溫故日錄云。五月三日。左右の近衞。兵衞。衞門の六府。あやめの輿を南殿の階の東西にたつ。また時の花を折そへて。おなしくおく。四日はあさかれひの庭に是をたつ。」塵泥云。菖蒲輿の事。或説に。菖蒲御輿の料。もと梅か畑より供御の人。今出川家に納む。即衞士これを造る。其法根あやめを連ねて。棟梁となし。且細き木を以て柱とし。小殿の形を造り。檜の葉竝に殿宇をおほふて。衞士これを禁中に獻すと云々。山岡俊明説に。菖蒲輿は。五月端午の時。禁裏の宮殿へふき。又藥玉などの料にあやめを持まゐる時。車に積て來る。それを輿とはいふなり云々。憲このころ。廷臣藤井總博の家より。年ことに調進するところの。菖蒲輿の圖式をうつしとゝめてかりに記して。かの許より贈りぬ。此ものをもて明らかにしられたり。しかはあれども往世の輿の造り樣も。かくのことくものにや。さたかには究めかたし(圖畧す)。

【あやめさけ】日本歳時記に。あやめの根の。一寸九節のものを取て。こまかにきり。纏のことくになして。さけに泛て五月五日に飲は。瘟氣或は蛇蟲の毒をさくるよ

し。和漢ともに所見あり。いはゆる取ニ菖蒲根七莖一各長一寸漬ニ酒中一服レ之と（拾芥抄）記せり。世俗はたゞ根節の數にかゝはらず用ひ侍れとも。一寸節のもの尤驗ある由（荊楚歲時記。千金方。本草綱目）いへり。一說に一寸のうちに。百ふしあるしやうふあり。かのしやうふ萬病をいやすと（世諺問答）いへるは。いづれの書に據りしにや。いまだ其出所を詳にせず。倭酒中に浸し用る菖蒲に。功能。多あり少あり。池澤に生するものは。泥菖也。溪澗に生するものは水菖也。水石間に生し葉に有ニ劍脊一者石菖蒲也と（本草綱目群芳譜）見えたるを以て考ふれば。其の生ずる所によりて。各名あるなり。此水石間に生するものを撰びとりて。酒に浸し用べきなり。これ眞の石菖蒲にして。功能枚擧すべからず。くはしくは本草に見えたり。しかるを近世は。池澤溪澗をきらはずして用ひ侍るは。甚だ無稽なり。必ず水石間に生じ。葉劍脊ありて一寸九節のものを撰ひとりて用ひは功驗あらはるべし。世俗は盆に水をたくはへ。石上に植るものを。石菖とすれど。これは本草にいはゆる錢菖なり。葉にも劍脊なくして細小なるを以て。錢菖の名あり。眞の石菖蒲は長さ二尺の餘に及べり。又菖蒲花とて。菖蒲の花をも酒に浸し。端午に用る事あり。菖華汎レ酒堯樽綠なりと章簡公端午帖子に見えたり。」世諺問答云。問て云。五月五日しやうぶをもちひるいはれは。何のゆゑにて侍るぞや。答云。混明百節のしやうぶとて。一寸かうちに百ふしあるしやうぶあり。かのしやうふの根萬病をいやすといへり。されば百節なけれども。これを祝ひ侍る也。酒中に入。或は帶にし。或は沐浴に入侍る事は。本草又大戴禮月令なといふ書に侍るとなり。」女房私記云。五月あやめの御祝。初獻ちまき。二獻御ひら。三獻くたもの。御さかつき出る。御てうし出る。御三獻めに御てうしの中へ。しやうふの根入御はいせんひとへ衣にて。」公事根源云。五月五日節會。天皇武德殿に出御なりて。宴會をおこなはれ。群臣に酒を給ふ也。」日次紀事云。五月初五日。菖蒲葉入ニ酒中一而飲之辟レ瘟云。凡中華謂ニ菖蒲一者石菖蒲也。」年中諸節供考云。菖蒲酒。」歲時雜記云。今日菖蒲を取て。縷のことくし。あるひは細末して酒にうかへて是を飲は。陽氣をたすけ。としを延ふ云々。」歲時語苑云。五月菖蒲酒云々。」歲時故實云。五月五日菖蒲七根を一寸宛にきり。酒にひたして飲は病なし」とあり。また同書に【あやめのゆ】菖蒲の根葉をさざみて。湯に入て五月五日に浴する事なり。しやうふの根沐浴に入る事。本草又大戴禮月令なといふ書に侍ると（世諺問答）見え。五月五日菖蒲の御湯御行水ありと（殿中御對面記）見えたり。是は菖蒲の功能多くあるのみならず。可レ作ニ浴湯一と。本草に出たるによれる也。いはゆる開ニ心孔一補ニ五臟一通ニ九竅一明ニ耳目一出ニ音聲一云々。久服輕レ身。不レ忘不ニ迷惑一延レ年益ニ心智一高志不レ老云々。四肢濕痺不レ得ニ屈伸一小兒温瘧身積不レ解。可レ作ニ浴湯一と（本草綱目）見えたるにても。貴樂なる事しられたり。しかはあれと。殿中御對面記。世諺問答等によるに。四百年以降の遺風なり。又蘭湯に浴する事も此日なり。五月五日採レ蘭以レ水煑レ之。爲ニ沐浴一と（拾芥抄）見えしは菩レ蘭。爲ニ沐浴一と（夏小正）いへるによれるなり。しかれは蘭湯に沐浴する事は。周世よりの遺事也。夏小正は周公旦の手に成しよし云傳たり。倭皇國にては。二百年來。都鄙の貴賤おしなべて。菖蒲湯に浴せり。近代は又五日六日兩日共に。あやめの湯をたきて入湯せり。京師にては。端午屋檐にふく所の菖蒲をとりて。六日に湯となすよし（花實年浪草）記せるは。古くはなき事なから。五日の夜の露を受たるを用るは。金門記にいへる。神水の說によるとなり。さはあれと。世諺問答に五月五日しやうぶをもちひるいはれは。何のゆゑそ云々。酒中に入。或は帶にしあるひは沐浴に入侍る云々といへるによれば。むかしは五日に限れる事としられたり。」殿中御對面記云。五月五日御對面常の如し。内々の御祝いつものとし。一菖蒲の御湯御行水あり。一勢州へ御成御風呂。但菖蒲御湯參る。」恒例行事畧云。五月六日菖蒲湯。是は菖蒲の御枕を出され。釜殿役人御湯にいれてたてまつるなり。沐浴に入て功ある事。本草にいづ。世諺問答にも。此說を用ひられたり。」當代年中行事略云。五月六日菖蒲湯自ニ釜殿一供レ之。」歲時故實云。菖蒲湯。むかしは蘭を湯に入。もし蘭なきをもとめえぬものは。五色の草を湯に入て。此日ゆあみしつるに。今の世には菖蒲をそ湯には入ける。」武家歲時故實云。今日蘭の煎湯にて。沐浴すれは惡氣を拂刀難なしとなん。樗葉を帶に挾むは。蚊を去といふ世話あり。」拾芥抄（歲時部）云。五月五日云々。是日採レ蘭以レ水煑レ之。爲ニ沐浴一令ニ人辟ニ除甲兵一攘ニ却惡氣一。」日本歲時記云。五月五日世俗に今日菖蒲湯を用ひて。沐浴する事あり。」年中故事要言云。端午に菖蒲の湯を浴ことあり。中國には今日蘭の湯を浴すと見えたり云々」とあり。

【胄人形】は古への菖蒲胄より起れり。嬉遊笑覽云。辨内侍日記に。建長四年五月五日の條。女房たちに。しやうぶ胄せさせ。花とも（脫文）あやめかつらかけ。はけしきほどに云々。辨内侍「黑かみのあやめはなきを。ひたひなるかぶとは（脫文）と入やみるらん」。此時後深草院。御年十四にや。つきそひ奉る女房に。せさせ給ふなり。これを增鏡に。所々より御かぶとの花。くす玉など。色々多くまゐれり。朝餉にて人人これかれひきまさくりなどするに。三條大納言公親の率れる根に。露おきたる

タムコ

蓬の中に。深といふ文字をむすびたる緣のさまも。なよびかにいとえむありて見ゆるを云々。あるかぶとの花を。後世の胄人形の如く。紙にて胄を作り。其上にさまゞの花をかたどり。作れる物とおもへるは非なるへし。かぶとゝは云ども。それ程に頭にかうふるべき物にもあらず。たゞかんざしのやうにやあらん。女房式正の時は。垂髪して頂のうへに。髪を瘤の如く束ねて。是をかぶと名つく。其かぶに釵子をさす。かくするを髪上げといふとぞ。この如くかぶとの花は。彼かぶとに挿む花なるべし」とあれども。之らより基きし事と思はる。骨董集に。南畝叢書に載る某の隨筆に。右の增鏡の文を引て云。胄花は

(第壹圖)

紙をもて胄をつくり。其上にさまゞの花をかたどり。あるひは紙にて人形をつくりすえなどして。わらはべのもてあそびにするとなり。今の端午の菖蒲胄は。此遺制なるべし」といへり。おのれ此說により。ふとこゝろつきて。日本歲時記(貞享五年印本)のうちの繪を見るに。胄の上に人形をつくりすゑたる圖あり。これをもておもふに。胄人形といふ名目は。原と胄の上に人形をつくりすゑたるゆゑに。しかいひしを。後に胄と人形と別の物になりて。人形ばかりをも。胄人形といひ。略して胄とばかりもいひたるなるべし。然ば則ち右の隨筆に。胄の花は胄のうへに紙にて人形をつくりすゑなどする。といへる說によく合。胄人形は。胄の花の遺制なること。疑ひなからん。胄人形といふ義も。これにてあきらかなり。下に摸しあらはす圖を見て考へおもふべし。日本歲時記卷之四。端午の菖蒲胄。太刀の事をいへる條に。此の事むかしは厚き紙に人形をほり付け。薄き板を

(第貳圖)

人形冑

胄の形にこしらへ。或は菰の葉にて馬に作り。或は木を長刀のごとくにけづりなどして。戶外に立侍りしが。近年は風俗美巧をこのみて。木をもつて人馬の形をきざみ。またはりこにして。彩色をほどこし。或ひは甲胄をきせ。劍戟をもたせ。戰闘の勢ひをなさしめて。戶外に立侍る。是を胄といふ云々」とあり。按に。紙に人形をほり付。板を胄の形にこしらへるといへるは。昔の胄人形の質素のさまなるべし。貞享の時昔といへるは。いつれの比をさすにか。園大曆。文和四年五月五日の條に。菖蒲甲の事見ゆれば。是名目もふるき事なり。文和は九十九代。後光嚴帝の御宇なり。」また削りかけの胄と云ふあり。山乃非(慶安元年印本)。俳諧糸屑(元祿七年印本)等。五月五日の條に。菖蒲刀。菖蒲のぼりなどにならばせて。削懸の甲と云名目を出せり云々。」嬉遊笑覽云。俳諧五節句(貞享戊辰)。大かた檜物師細工なり。人形に武者あり。舟あり。平家物語の體有り。麁相なる張貫もあり。しころに木をつき。かんなにて削り。短冊の長きやうなるを色々に染め。いくつともなくぶらさげるによりて。削りかけの胄といひ賣にや。又けづりかけにあらぬも有り。此の頃は宮殿寺社兒法師女さまゞの古事どもあり。江戶にては。張良。辨慶など名ある武者を。只一騎作て。張良々々。辨慶々々と賣り。胄とは賣ありかぬ也。鷹筑波集(三)安井正親「けづりかけの胄のだしは鰹節」。これ彼の厚紙にて作りて。胄の上に付たる物を。だしといへり。江戶にて今神祭のだしといへるものも。うへに付たる人物草木。何くれの作り物をいふ名なり。此の句は右の作り物と。鰹節のだしとをかされていへり。又世話盡(三)明曆二年刻。夏の胄をかさはむる窓。檜物師の軒もあやめの節句にて。是も削りかけとはなけれ共。檜物師といへるにてしるべし。」一話一言に。享保六年四月十三日。菖蒲甲人形類之儀先達て御法度之趣被仰付候へども當年は商賣御免之事」とあり。第一圖は日本歲時記 。第二圖は延寶。天和時代の繪。第三圖は元祿年中印本大和耕作繪抄の圖。

去れば元祿に至りては。胄と人形と別物になりし事。第三圖を見て考ふべし。

【繪のぼり】是の日。兵器を以て祝をなすこと。或る說に。天應五年蒙古襲來る。早良太子征討の命を蒙り。藤森社に詣てゝ。五月五日兵を調へて發す。蒙古敗る。之を祝して後世其の出陣の形を象るなりと。昔し布帛を用ひるを禁ぜり。嬉遊笑覽云。正保。慶安の町ぶれにも。前々より。小旗之儀。絹布一圓仕間敷候と仰付らるゝ。萬治二年四月十六日。毎年如申觸候。五月節句の甲。結構に仕間敷。勿論作りもの。作り

タムコ

花。絲類金物。金銀の箔漆につけ。商買堅仕まじく候。いかにも麁相なる人形。一つ二つより外。付申まじく候。寛文七年十一月朔日町觸の內。五月のもてあそびの甲。古へのごとくかぶり候やうに拵へ。人形ほり物可レ爲ニ無用一。但甲に立物は不レ苦候。すべて結構に不レ可レ仕事。此頃かざり物をむねとして。かぶられぬ胄を作れるとみゆ。今の上り胄といふ物。厤を垂たるは木の削りかけにかへたるなるべし。もとうへに付し人形を。後には別に作ることゝなりても。猶胄人形とはいふなり。上

（第三圖）

り甲とはやことなきあたりへ奉るの義なり。」繪のぼり懷子（三）五月幟「門や又立榮ゆべき紙のぼり。正村」。其の外紙のぼりといふ句多さば。寛永頃は端午のぼり。皆紙にてありしなり。羅山文集。慶安辛卯五月端午云々。家々挿レ蒲造レ粽且爲ニ童兒一立ニ紙幡木旹一。また一代女（六）五月の處。のぼりは紙をつぎて。素人繪をたのみ云々。五元集拾遺。「なよ竹の末葉のこして紙のぼり」。今も田舍にはこれを用ゆ。又五元集に（卯月十七日。或人の愛子にねだり申されて）。「郭公幟そめよとすすめけり」と云もあれば。此の頃より下ざまにても。布のぼり行はれしにや。武者繪の板すりて。蘇枋黃汁等にて彩れり。江戶にても鍾馗のぼりは。紙を用るもあれど。それも此ごろは少なきにや。板行の繪などは絕へたり（奧村文角などが墨繪の鍾馗を。板にて摺りたる目玉に。金箔置たるなどありし）。續山井「繪にかくや目に見ゆる鬼かみのぼり。風鈴軒」。又色三線に。手遊の幟資あり」とあり。昔は庭又は門口に建てしを。天保の頃よりや家の中に建つることゝなりけん。近來胄人形。旗幟の事は少しく廢りたれど。鯉のふきながしは今なほ多く立つるなり。

【ちまき】古今要覽云。ちまきは和名にして。漢名を糉或は角黍ともいひて。類聚名義鈔。新撰字鏡。和名類聚鈔等に見えたれば。此以前よりつくりてもてはやせし事しられたり。然れば千有餘年の昔より。五月五日粽を用る事なから。國史式等には所見なければ。當時供御には備へたるものとしられぬ。さて粽の說さまぐあり。續齊諧記には楚の屈原が故事を擧。風土記には陰陽包裹未レ散形に象るといひ。唐の世にいたりては宮中の戲れ事となれり。此事天寶遺事に見たり。抑ちまきと名付るは。茅の葉を以てむかしはまきたるゆゑ。茅卷と云由。契沖阿闍梨。加茂眞淵。山岡明阿の說なり。さもあるべし。又かざり粽の事は伊勢物語。拾遺和歌集等に見えたり。是續齊諧記にいはゆる楝の葉をもてまとひ。五綵の絲をもて縛之と見えし者なるべし。緣粽は熱田社祝詞に見えたり。眞菰粽は本朝食鑑。東雅。日次紀事等に見えたり。是風土記。翰墨全書。本草綱目等の說によれる也。葦の葉にてまく事は。續節序記。和漢三才圖會。和訓栞にいてたり。これも本草の說によれり。稻草をもてまく事は本朝食鑑に見え。さゝまき粽は和漢三才圖會。類聚名物考にいてたり。これ荊楚歲時記に。以ニ新竹一爲ニ筒糉一と見えしによりて製せしものなるへし。菅或は燈心草をもつてまく事は。和漢三才圖會に見ゆ。これ廣東新語に粽心草を以て繫黍とあるに粗似たる說なり。字典に。粽は草名とのみしるしたり。これ燈心草。粽心草。二名一物歟。いまた考す。稗粽闌粽も寺島良庵の說に見え。餄粽は食鑑に見えたり。南史にいはゆる黃甘粽是ならん。いかにとなれば黃白色如ニ餄色一故名と。野必大いゝ

タムコ

えり。此粽古來よりありしを。渡邊道喜といふ者巧にこの粽を製せし故。世擧て道喜粽といふよし食鑑にみえたり。道喜は寛文。延寶の頃の人にして。京師に住りし故粽を作りて禁中へも獻せしなり。此事日次紀事にしるせり。又朝比奈粽は駿州朝比奈の人造り始るよし谷川士清いひ。絹まき粽は紀州の稱呼なるよし同人の說なり。その製法はいかなる物かしらす（追て國人によりてたゝすべし）。以上十五種は皇國製法の粽なり。しかはあれと西土の製によりし物もあり。筒粽は漢名にして粽をつくり初めし時の名なり。一名角粽と云よし風土記に見えたり。是楚の屈原か汨羅に沈みし靈を祭らんかために。長沙の歐回といふもの丶。屈氏か靈にあへる時。彼靈の諾言によりて筒糉を製せしといふ事。續齊諧記に載たれども。異苑には屈原か姉のつくりて原を弔せしともいへり。九子糉は歲時雜記。月令廣義等に見ゆ。是は數九つ連ぬるをもて稱するよし年齋拾唾の說なり。百索粽はかず百をひとくゝりとなせしゆゑにありとしらる。月令廣義。文昌雜錄等にいづ。錐粽茭粽秤鎚粽は。歲時雜記。月令廣義。事物原始等に見ゆ。これら皆其物の形ちにかたとりて作りし物なるか故にしか名付しなり。庾家粽子は酉陽雜俎に見ゆ。これ上にいふ道喜粽の類にして。庾家の粽當時名を得し故。後世までも稱せる事とはなりぬ。粒粽楊梅粽は事物原始に見え。緋含香粽子は淸異錄に。不落莢は戒庵漫筆に。粽と角子とは通雅包金は名物法言。包黍は事物異名にあり。次食筒は劍南詩稿にいて。糉と糭とは康熙字典にのせたり。以上二十名これみな製作によりて名も異なる也。又和品十五種合せて三十五品あれども。此中製し方和漢同しきものあらんか。さはあれと和製はおのづから和製の法あり。糉はちまきの總名なるを。ちまきと云も茅の葉をもてむかしはまき初し故に。こも。すげ。或は稻の葉。蘭葦葉などを以てまくをも。皆ちまきといひて。こもまき。すげまき。稻まきとはいはさるなり。これ皇國にてはおのつから古名をうしなはさるを。西土にては包黍或は次食筒とも。糉又は糭なといふをもてみれは。自然に其物としらぬ事となる故に。糭は粽也と注をくたし。不落莢は即今之粽子なといふ事となりぬるも文飾の弊なり。」伊勢物語云。むかしをとこありけり。人のもとよりかざりちまきをこせたる云々（按に。天福の寫本にはかさなりちまきとあり）。新撰字鏡云。糭糉粽（三形作二王反。去豆知萬支）。和名類聚鈔（飲食部）云。糭。」風土記云。糭（作弄反。亦作粽。和名知萬木）。以二菰葉一裹レ米。以二灰汁一煮レ之令二爛熟一也。五月五日啖レ之。」拾遺和歌集（賀歌詞書）云。五月五日ちひさきかさりちまきを。山すけのこにいれて。ためまさの朝臣のむすめに心さすとて云々。」大和物語云。在中將のもとに。人のかさり粽をこせたりけるかへしに云々（按に伊勢物語と同しはなしなれと。文いさゝか異同あれば擧たり）。拾芥抄（歲時部）云。五月五日是日糉子等勿多食。食訖取菖蒲根七莖云々。」尺素往來云。菖蒲際之角黍者。端午之祭粢云々。」公事根源云。端午節けふちまきを食事あり。昔高辛氏の惡子五月五日に舟に乘て海をわたりし時。暴風俄に吹て浪にしつみけるか。水神と成て常に人をなやます。ある人五色のいとをもてちまきをして。海中になげ入しかば五色の蛟龍となる。それよりして海神人をなやまさす。こき行舟も災難にあはずと申つたへたり。または屈原か汨羅にしつみ。魚腹に葬られしを祭し時の備物なりとも申にや（按に世諺問答も文意同しければこゝに擧す）。厨事類記云。五月五日赤飯御菜御菓子八種（一種粽）。殿中申次記云。五月四日。一。根菖蒲。恒例細川小四郎。一。粽百。恒例眞木島次郎。五日。一。藥玉。禁裏樣より參。一。藥玉。伏見殿より參。但四日にも參也。一。粽百。例年進上之伊勢守。」女房私記云。あやめの御祝。初獻ちまき。二番御ひら。三番御菓物。御盃出る。御銚子出る云々。」公家年事云。五月五日節供御祝御獻次第。初獻粽。二獻御鰭物。三獻御菓物。御小盃出御銚子出。御三獻めに御銚子の內へ菖蒲の根を入るゝ云。」庖丁書錄云。唐のように端午の粽其品おほし。角粽。錐粽。茭粽。角黍。百索粽。九子粽有。粽を角のことくにし又錐のことくにし。又ひしのごとくにし。又竹の筒のごとくにし。又はかりのおもりのごとくにし。或は五色の絲を繩になふて。じゆずのごとくにつなぐもあり。或はだんごの如くして九つつらぬるも有。いつれもまこもの葉をもてつゝむなり。是を角粽とも角黍ともいふなり。むかし屈原か姉これを作りて屈原を吊ひける也。月令廣義にみえたり。屈原か姉の名を女嬃と申也。」年中下行帳云。五月四日御殿菖蒲葺（丹波小野鄉七ヶ村土民下行壹石五斗於御臺所粽御酒被下）。本朝食鑑云。粽一種有二飴粽者一。用二糯米一蒸熟搗作レ餅。包二稻草一。外以二稻草一縛定而甑中蒸熟取出。剝二去稻草一。則黃白色如二飴色一故名。味美有二微香一。既粽類市人謂二道喜一者巧造レ之。故稱二道喜粽一。今京師市上專用二此粽一爲二贈送之物一。凡當月初街市賣二眞薦葉苙蘭殼一。端午粽之所用也。」日本歲時記云。五月五日云々。國俗今日粽をくらひ菖蒲酒をすゝむ云々。粽をくらふ事續齊諧記に楚人屈原をあはれみて。此日に至る每に竹の筒の中に米を貯へ。水に投してこれを祭る。漢の武帝の時長沙の歐回と云もの海濱をとほりしに。一人來りて三閭大夫と名乘り回に謂ていはく。我每年まつらるゝ事はなはたよろこふに堪たり。しかれとも常に蛟籠のためにその食物をぬすまる。今より後は楝樹の葉を以てそ

の上をつゝみ。五綵の絲を以て縛へし。この二物は蛟龍のおそるゝ所なりといへり。今日粽を食ふは此遺意なりとぞ。又粽は惡鬼にかたとりたれは。ねち切てこれを食ふは鬼を降伏する義なりと。安倍晴明か說に見えたり。東雅(飮食部)云。我國の俗には。茅葉をもて飯をつゝみし名より。飯のみにもあらず。糕餠の類をも菰葉をもてつゝみ煮熟せしをチマキといふ也。」續節序記云。粽を製には餠或は餌を菰葉にて包。上を五色の絲を繩になひて結也。年齋拾唾云。解粽節といふいはれは。世人此日ちまきをして。木の葉なとにて其上をつゝみて。是を食する時。まとひし絲をときてくふ。故にかくいふなり云々。今日粽を作りて上を五色のいとにてまきて。楝の葉にてつゝむはけに汨羅のまなひなりと續齊諧記にのせたり。金谷園記には異說をあけていはく。まこもの葉にてつゝむへしと屈原かいひしよしかけり。惠空按するに。此二說をはいつれをよしと定かたし。漢土の人もふたつなからもちゆと見えたり。本朝にも蘆の葉まこもの葉にてつゝむは是にもとつくならし。或は槲の葉なとにてまくは楝の遺風なるべし。又歲時記によるに。菰の葉にて米をつゝみて粽をする事は。陰陽ともに包合して分散せさるにかたとると見えたり云々。唐の天寶年中。五月五日に。ちまきをして。是を粉團角黍といふ。明皇の宮中にて。小弓を射て。矢のあたりたるを食すと。天寶遺事に見えたり。又同し世に百索粽といふちまきをつくりし事文昌雜錄に出たり」と見えたり。今按するに。本書此下尙は引證するもの多しと雖も。そは以上の諸說と大同小異なるのみならず。亦煩雜にして却て要領を得るに苦しむ。故に以下の諸說は今悉く之れを省畧せり。又瓦礫雜考云。角黍に菰葉を用るは古製なり。田舍にてはなほこれを用ふ。然るに本は茅をもて裹みしゆゑに茅卷と名く。他の草用るは後也と云はわろし。和名抄に風土記を引く云。糉以二菰葉一裹レ米云々とありて。これをチマキと訓ずれば。もと茅を用ざりしことをしるべし。茅の葉また篠の葉など用るは後の事なり。按するにちまきはもと千卷にて。多く卷たるなるべし。たゞし神代紀に茅纏之矟とあれは。茅もて矛の柄を卷しことにや。又これもその言の元は猶千卷なるにや知がたし。そはともあれ糉はもと茅を用ひしにあらず。もしその形茅纏の矟に似たる故名つくといはむには。理なきにあらず。無名抄に業平の家のことをいひたる所に。家柱も粽の柱にてといへるも。形の似よれるをもて名つけしなるべし。今交趾燒の壺の本末ほそく。中ふくらかなるを花瓶に用ふ。これを飴ちまきといふ。ちまきにくさ〳〵あり。其內飴ちまきはもと大和の國箸中の鄕よりはじめて製り出せりとぞ。今は其わたりにも絕にしものなれど。只京師烏丸なる川端道喜が家に傳ふるもの是なり」とあり。又嬉遊笑覽に。ちまきは種々に製すれども。よの常のは角黍の名に似合ず。越後などにて作る篠ちまき。又長崎にて作る竹の皮ちまき三角なれば其形かなへり」といへり。

【遊戲】昔し端午の節の兒童の遊びの事を。嬉遊笑覽云。園大曆。文和四年五月五日條に。今日加茂社競馬神事如レ例彼是云。今年天魔流行云々。童等結二構菖蒲甲一即

タムコ

學ニ合戰一所々催ニ其興一。童部親已下成人武士等。相交刃傷殺害。所々數輩云々。誠不レ可ニ說事一歟とみえたり。是印地の戲なり。幟を立木刀をもてあそぶ事も。この遺意なり。寛永發句帳に「けふさすは印地のしやうぶ刀かな」。雄長老百首「さしさまに軒のをそひの名にあてゝ。菖蒲刀のはなれにけり」。紅梅千句に「持もきろも輕き番やりばん具足。五月五日もやゝくれにけり」。洛陽集に「割ばさみいづれあやめぞ蓬ぞと。行正」。中古風俗志に。享保のころまでは。所々の廣小路へ童集り。菖蒲にて大きなるふとき三つ打の繩をこしらへ。或は長竿等を持出。往來の子供へしやがめ／＼といひて。下座をさせ。もし下座をせざれば。打かゝりなどして。使につかはしたるは。小裯布など重箱をこはされ。はう／＼迯かへりし事などありしが。今は絕てなしといへり。されど予が幼なき頃までも。童共人家の簷なるあやめを。竹のわりばさみにて取あつめ。三つ打に組で持あるき。他所の子供を見れば。此繩にて地を打。草履を脫で下座せよと云ふ。されども下座する童もなく。又絕てさするに及ばず。唯かくして遊ぶことなりき。」また骨董集に。今より凡百二三十年前。延寶。天和。貞享。元祿の比は。五月五日。男兒。紙にて造れる頭巾。袈裟を着。山伏の體に出立て遊びし事ありき。日次紀事（延寶の書）五月五日の條に云。以ニ柳木一作ニ大小刀一。是謂ニ菖蒲刀一。男兒橫ニ之於腰一。著ニ頭巾一。傚ニ山伏體一云々。」雍州府志（貞享三刻卷之七）。小川人家。端午所レ用木刀。或謂ニ菖蒲刀ニ云々。又木長刀。木甲冑。山伏之頭巾。袈裟。竝藥玉等物。賣レ之云々。」むかし／＼物語（享保十八年書）。六七十年以前までは。五月の初。ときん。すゞかけ。ほら。菖蒲刀をうりてありく。それを子供求て。五月四日に。子供しやうぶにて鉢卷し。ときんをかぶり。たすきをかけ。菖蒲刀をさし。ほらを吹ありく云々」とあり。

【菖蒲浴衣】は歲時記栞草に。京師の俗。端午に菖蒲浴衣。同帷子を與ふること。必家々にありとぞ。官家には。菖蒲重とて朝服あり。花田萠黄のよし。根菖蒲といふは。表白裏紅。又楞衣といふは。表紫裏薄藤。又菖蒲重紅梅も用ふるよしなれど。五月五日着する處の常の浴衣。帷子を。菖蒲浴衣。菖蒲帷子といふのみにて。當季の色を用るに非ず。

【菖蒲の占】の事を同書に。三潮草。女兒の戲にあやめを結び唱へていふ。「おもふこと軒のあやめにとはん。かなはゞかけよさゝがにの絲」。如此いひて一事を祈る。願ふ所成るものは蜘蛛あつて。網を菖蒲のうへに曳く云々。

【槲餅】しん粉の餅の中に餡又は味噌を入れ。槲の葉にて包み蒸籠にてふかしたるもの。男兒のある家にては必らず調製し端午の節物となし。親類。近隣へ贈るを習ひとす。畿內にては多く用ひず。」以上の條々に揭るを以て。端午の節に就ての習俗を知るべし。

ダムゴ　**團子**は。一種の食品にして古くより行はるゝと見ゆ。米の粉にて製し。餡若しくは豆の粉を着く。又は醬油にて燒くもあり。和漢三才圖會云。字彙引ニ釋名一云。粉米蒸屑皆餌也。非レ餈也。說文云。餈謂ニ炊レ米爛乃擣レ之不ニ爲レ粉也。餌則先屑レ米爲レ粉。然後溲レ之。按餌今云團子也。用ニ米粉及麪一攪溲蒸レ之。不レ用ニ杵臼一也。或裹レ餡或糝ニ豆粉一食レ之。餻亦餌之類有ニ少異一。如ニ白雪餻落鴈等一是也。又和訓栞云。だんご團子と書り。西土の稱也。伊勢におまるといひ。尾州にいしく／＼といふ。全浙兵制に米圓を譯せり。」また瓦礫雜考に云。開元天寶遺事曰。唐宮中每ニ端午一造ニ粉團角黍ニ云々といへる。粉團はだんごのこと也（よりておもふに。今小きだんごをあやめだんごといへとも。若は大小のしやべつにはよらず。菖蒲の日のだんごといふをにや）。もとより形によりての名なれば。和名抄に漢語抄を引て云。歡喜團以ニ品甘物一爲レ之。或說云。一名團喜といへるも同じかたちの菓子なるべし。團子といふも亦漢名なり。東京夢華錄に見えたり。又武林舊事作坊には團子とも書り。また事物紺珠米粉食品類に。圓子とあるも同物なるべけれど。圓はいはゆる飯櫃形なれば。かたち少異なり。按するに團子の形も古と今と變れるにや。砂石集に蟻とダニと問答の物語あり。ダニ蟻に問て云く云々。何の故にありをありと名づくる。其心いかむと問。中はくびれて前後のかたちある故にありと答。難じて云。前後あるものをありといふべくは。輪子等をもありといふべしとなり云云。さきに既にりうごの名を得たるゆゑにありといはず。執轉提も例せば亦しかなりと答ふ。蟻ダニに問て云。何の故にたにをたにと名づくるぞ。答ていはく云々。せなかのうへくぼみて谷にゝたるゆゑにとこたふ。難じていはく云々。背くぼき故にたにといはゞ。だんごをもたにといふべし云々。然らずさきにだんごの名を得るゆゑに。突拍子等も是になずらふべしと答ふる也といへり。これを見ればだんごの形今と異なり。此ものがたりは種々物の形を考ふるに足れり云々。たに多くは濁りてだにとよべとも。肥前國には淸て云ぞ正しき。市井には牛狗などにのみ生ずれ共。山野。田畑には草の間におほく生ず。蟻と問答せるも飛はなれたる類の物にあらず。小きは罌粟の如く。よの常なるは一二分の大さ也。赤色なるも白色なるも白黑斑駁なるもありといふ。背中少し凹みたるもの也。また突拍子はう

ちのくぼきもの也。この二物に似たるだんごは。今も紀伊國海士郡由良湊なる住吉明神の六月晦日。祓除の祭禮に其邊にて賣る御祓團子といふもの是なり。云々。又按するに。團子としんことに。差別あり。前にもいへるごとく。團子はかたちによりての名なれば。麥黍等何にても作るべし。しんこはたゞ粳米にかぎりていふ。しんこは深更にてあかつきといふ意也と。いへる說なとは取にたらず。和名抄やき米の處に。孫愐が切韻を引て。糒新粳燒而舂レ之得レ米也とある。新粳の文字叶へるにやと思へと猶さにあらず。しんこは眞粉なるべし。醫方書に眞粉とあるは必綠豆粉のをなと同じ例にて。これも他物を雜へざる米の粉といふをなるべし。又團子をいし〳〵といふは。いしくといふ詞より轉りて美味を褒る言となれる也。されば他物をも廣くいふべき言ならむか。紀伊の人などは。何にまれ宜といふべき處に。必おいしといふなり。いし〳〵はもとより兒女子の言葉なる故。重語丁寧なり。」年々隨筆云。米の粉を粘てまろめてむしたるを。世にダンゴとそいふなる。團子といふ字から書にみえて。おなしさまなる物とみゆれと。音訓にわたれゝはこれによりたる名にはあらし。八種の唐菓子といふ中の團喜よりうつれるにやあらむ。今團喜の形をみるに。米の粉に胡麻をましへ。粘して丸くしたるもの也。白き黑き相ましりたるか碁に似たれは。團碁といふものなるを。漢音によみなして。好字に書改めて團喜といふにやあらむ。」【草團子】蓬を入れて作りたるものにて。多く春の彼岸に作る。」【あやめ團子】といふは。扁たくして串にさし。砂糖蜜を着けたるものにて。小兒等の好き食ふもの也。」【二十日團子】は。京地の俗正月二十日を二十日正月といひて。此日團子を製し食ふをいふ。」【枕團子】は餡も何も付けず。亡者の前に備へ置き。葬送の時寺に齎らして墓の前に置き鳥に食はしむ。」【彼岸團子】【月見團子】なと。其節節に團子を製し食ふこと久しき習俗なり。月見團子は八月。九月の月見に作る。大く作りて餡を付けず。夜中戶外に供へ置く故。人の盜むをあり。敢て咎めさる習慣とす。

タムザク　短籍。(クワイシを見よ)

ダムシ　檀紙。(カミを見よ)

タムジヤウ　誕生は。人の生れ出ることにて。生れたる子を赤子といふは。和漢ともおなし。姙娠五ヶ月にして。戊の日を撰み。產婆を呼びて腹帶をせさす。之を帶の祝と云ふ。戊の日は犬は產の輕きゆゑ祝するなり。此日江戶にては聟の家より里方及び親族へ赤飯を送る。之を受けたる家は麻を送るの例なり。

【產屋】古は高貴の人必らす新に產室を設けしよし也。產屋といふ事はやく諾册の二神。豫母津平坂にて誓ひ給ひし辭に。男神曰。吾は一日千五百の產屋を立むとあり。又豐玉姬の產に臨み。鵜の羽を以て產殿を作ること等見えたり。また中古となりては。他所に移りて產せらるゝならひとなれりと見ゆ。榮花物語つぼみ花の卷に。中宮姸子もたゞにおはしまされば。出させ玉ふに。齊信大納言の大炊御門の家におはしまして云々。古代姙婦は禁中を出て他の家に行き居て產し給ふ也。是產穢を禁中に忌み給ふ故なり。武家にても鎌倉將軍家の姙婦。他の大名の家に移り居て產せられし事東鑑にも見えたり。京都將軍家にても亦同し。蜷川殿中日記なとにも見えたり(安齋隨筆)。相模邊にては。初產には嫁は里方に行きて產する風なり。また產綱といふものあり。これは天井へ丈夫に鈨を打。紅白縮緬絹木綿等にて二筋下け。產婦これを力にもち產する也。產に馴れたる婦人腰抱す。昔は夫腰抱せしとぞ。

【產湯】貞丈雜記云。若君御誕生有て御產湯をひかせ申時(ひかせ申とは御湯めさせ申也)。虎の頭のかげを御湯にうつして。ひかせ申事あり。虎は猛き獸にて。諸の獸の恐る物にて邪氣を退るゆゑ。其影をうつして御湯をひかせ申也。又やしをのひしやくを用ゆ。やしを(椰子)は。唐の菓に椰子と云木の實あり。大さ徑り三寸計あり。丸し。それを二つにわりてひしやくの如く柄をすげて用る也。椰子は毒を解く物なる故。產湯に用て胎毒を解す爲也。室町將軍の御產所の御道具を記したる書に。御うぶゆひきの御事(ぬまたかたより。とらのかしらやしをのひしやく。そのかげをうつし申され。御うぶゆをひかせ申され候事。)と見えたり(ぬまたは沼田上野介。其比の人なり是なるへし。此人の方より。とらの頭。やしをのひしやくを調進したる事を云)。そのかげをうつされとは。虎の頭のかげを御湯にうつす也。虎の頭を用る事ふるき事也。榮花物語に。一條院寬弘五年十月十日。上東門院の後一條院をうみ給ひし條に云。御湯殿はさぬきの宰相の君御むかへ。湯は大納言の君也。宮は(後一條院)殿(關白道長公)。いだき奉らせ給。御はかし(御太刀の事)小宰相の君。虎のかしらは宮の內侍取て御さきに參る。」また云。小兒うぶ湯の後始て湯あびせるを湯始の祝と云。

【產衣】貞丈雜記云。產着の祝の事、凡產衣と云名は。義教將軍家の比より此名聞えしなり。猶巳前よりの事なるへき歟。其始は詳ならず。產衣を始て着するを着衣の祝と云なり。俗に產着と云は。本儀生衣なり。殿中日々記云。寬正六年七月二十日若君(義政公妾服後三寶院に住せられ義覺と申御方)御誕生。五夜御帶絹(女房故實條

に云。きぬのおひかもんをとりて。うぶきにちいさくたち候。そのゝこりをねりはりて。おひ小袖にしたてゝめさせ候。三歳までおく物にて候)。黑葛のふたに入て管領へ持參。御帶渡進之。御着衣明後日八朔也。此御帶をみどりの色に染て。御衣に被調之。竝御衣十重。御紋鶴龜かくへし。如此明後日可有御調進之。八月朔日御產衣。御加持御衣。平裹につゝみて。御廣ぶたに居。御着衣御祝有之。同年十一月二十三日(義尙公也)若君樣御誕生。十二月二日御うぶ衣御加持。御着衣御祝。時酉云々。産所記云。御誕生候て勘文を御とり候事にて候。何月何ケ日と申遣るもんに。御うぶきのいろ萬の事御入候なり云々。誕生記云。産着は白き本也。又は空色にても用なり。是は幾重も數多時可然也(白と空色とあれとも。勘文に任せ當季の色を定る故。定りたる事もなき也。されど此産着は着給にはあらずして。進上などの事なるべき歟。さあらば色は空色白色にて。綿入りたる物なるべし。着給ふ産着は當季の色を用ゐなるべし)。御産所日記云。永享六年二月九日。若君御誕生(義勝公也)。同十六日帶。爲二御うぶ衣一管領進上。同二十七日又七夜御祝。御着衣御祝。御生衣青色薄淺黃すゞし。并白御小袖練貫拾重管領調置云々。又云。御服衣召初の時の色は。御出生之御方其御年當を考へ申上ける也。黃色青色を定申也。同縫初申さるゝ人は。二親持ちたる女房七人にて。御服を縫初申さるゝ也。其御針御服衣に副て參也云々。鶴龜松竹の白でい(銀也)にても。白はく(銀也)にても。紋所にする也。産着長幅寸法無之。見能程但常の小袖よりは小さくする也。金銀の泥にて書。産着も一重つゝ重て臺に居也。大方十四五歳程の小袖にて。袖の脇をあくる也(廣袖にてわきあけなり。わきあけは今云八つ口也)。白と空色と二色進上候時は。白を上に重ね申候。又生子の着用の小袖(是前に見えたる。小兒着衣の祝に用ふる帶を加持して。うぶぎに小さくぬひ用ふるを云へるなるべし)は。脇をふさぎ。小手袖(袖の先筒袖にするを云)にする也(是は綿を入れずしてあはせなるべし。東鑑仁治二年十一月二十一日。頼嗣公三歳の時。始綿衣着給ふとあり。綿衣は。綿の字綿と同字にて。わた入の衣を云へるなるべし)。是も松竹鶴龜の紋を付る。白き織物也。袷はねり也。誕生百日の内は白き物を着用也(此文は白き織物に白でいにて松竹鶴龜の紋を付て下に重る。袷は白ねりと云心なるべし。上着下着共に白色の袷なるべき也。されと小兒の着初給ふは。當季の色を用られし事。古例前の如し。幾重もあるべき事也)。又秋齋閑話云。貴人産着に蟹取染と云を用ふ。色は漂縹にして下に着せ。上は何にても色の模樣を着せしむ。古語拾遺に鸕茅葺不合尊海邊にて生れ給ひ。蟹多く御座へ

寄りたるゆゑ。是を掃ひ除る役人あり。是を蟹守と號す。後世掃除の官人をかもんと訓するも。かにもりの轉語なり。此故事にて蟹を取除る下着と云心にて。蟹取染と號す。俗說に生れ子のする穢をかにと云。それを取しめしの事と云はあしかりぬへし」。また小笠原氏の故實書に。産着。男女共白地。銀箔金箔にて御紋竝蓬萊。女子は惣地へ寶盡し散す」と見えたり。今茜染の木綿を用ふるは。疱瘡を避くる禁厭より古來用ひ習はせるに從ふなり。又麻の葉の紋樣を靑地に染めたる木綿は。麻は直く育つもの故。之を祝するなり。

【胞衣。臍毛】胞衣は胎中に在るとき頭部を包み。其緒は臍に連接するもの也。日本紀 神代國生の段)に。先以二淡路洲一爲レ胞云々と見ゆ。崔行功か小兒方に。凡胎衣宜レ藏二于天德月德吉方一。深埋緊築。令二兒長壽一とあり。古くより習俗に門口の人の履む所を深く掘り。胎衣は土器に盛り油紙にて堅く包み。男子なれは精米扇子筆なとを添へ。女子なれは精米麻絲針なと添て深く埋むるも。天子の胞衣は稻荷山。加茂山。吉田山に納むるなり。今日は胞衣を取扱ふ會社ありて。皆其の手に渡すとなり。臍緒の取扱は。貞丈雜記に云。小兒出生の時へその緒つく事。古は將軍家にても將軍御産所へ渡御ありて。御身づからほその緒つき給ひし也。簾中舊記に云。御産所の事(中略)。御あとづきには御産所へなり候て。公方樣御ゑなを御つぎ候とあり(御あとつぎは御嫡子の事を云。ゑなを御つぎ候とは。へそのををつぎ給ふ事也)。又三儀一統に云。去る比始て若君御誕生ありき(中略)。御ほその緒をつぎ給候には。大御所入御有てつぎ給ひし也云々。貞丈云。御自身ほそのをつぎ給ふは竹刀を以てつぐまねをし給ふ也。其のあとにて功者なる女房衆本につぐ也。産の時竹刀を以て臍帶を切事神代よりの風俗也。日本書紀神代卷に。以二竹刀一截二其兒臍一とあり。是火明命火酸芹命火火出見尊誕生し給ひし時の事也。竹刀を上古はあをひえといひし也。和名抄卷十五卷。膠漆の具に云。竹刀日本紀私記云竹刀 阿乎比衣)。言以竹刀云々。臍帶をつぐ竹刀をへらといふはあやまり也。正しく小刀の形を竹にて作りたる物なれば。竹刀といふべし。三儀一統にも竹刀とあり。ほそのをつぎ給ふ時は。かはらけを重ねて參らせ其かはらけにあてゝつぎ給ふ由。是も三儀一統に見えたり」とあり。按るに臍緒をつぐといふは。截ることにて。キルといふ語を忌てかくはいふか。今下々にては竹刀なといふを別に製らず。筆のさやをわりて切るなり。

【產婆】サンバの部にあり。

【産穢】ケガレの部に出す。

【禁厭及び禁忌】産婦の枕元には鹽竈明神の符を祭る。安産の禁厭なりと云ふ。鹽竈神社二柱。一は海津見神にて。其の女の豊玉姫が安産せしに因むにや。一は武甕土神なれば。邪神を退治せしに因みて邪を禳ふにや。東京にては産の時聟は産婦を見さる風なり。聟不合尊の故事よりたするなるべし。田舎によりては聟が嫁の腰を抱きて産を助くる風の所今にあり。貞丈雜記云。産の時甑を棟より落す事。將軍家に此沙汰なし。堂上には有りし事也。治承御産紀云。治承二年十二月十二日皇子降誕（安德天皇）。此間自二日陰間上一轉二甑破三分一云々。又平家物語卷三。中宮御産條云。后御産の時御殿のむねより甑をまろばかす事有。皇子御たん生には南へ落し。皇女たん生には北へおとす云々。又蟇目の役を定め置き。兒の生るゝ時邪を拂ふ事。同書に見ゆ。是こしきを棟より落すも。前に云散米と同し意にて。皆人氣を發する爲也。」又禁厭すること。貞丈雜記云。小兒誕生の時祝詞。並に枕上に錢を置事。將軍家には沙汰なし。堂上には有し事なり。治承御産記云。皇子降誕（中畧）。内大臣誦二祝詞三反一（以レ天爲レ父。以レ地爲レ母。領二金錢九十九一令二兒命一）。被レ置二錢於皇子御帳御枕上一（件錢九十九文納二方三寸許白生絹袋一也。以二白糸一爲レ括。御産以前自二禪門一被レ獻レ之。大夫取レ之。被レ傳二内府一。皇子渡御以前。被レ置二白御帳内一也云々）。又云。誕生の小兒鼻ひる數を結絲の事。治承御産紀云（安德天皇）。御鼻員以二練絲一結レ之如レ恒云々。是將軍家之はなしれの緒の事也。」産婦に麻苧を輪にして首に掛けさせ。又産婦の手首にも之を結ぶ風の土地あり。上古のミスマルを形どるにや。將注連に擬して邪を禳ふにや。」懷妊の婦【海馬】を守袋に入るゝも安産の禁厭なり。【祝ひの日の事】。貞丈雜記云。小兒誕生の當日を初夜と云。三日めを三夜と云。五日めを五夜と云。七日めを七夜と云。此日毎に祝ふをうぶやしなひの祝と云。其當日吉日にあらざれは。追而吉日をゑらびて初夜の祝あり。三夜五夜七夜も同じ儀也。また云。小兒誕生ありて後【河臨祭】と云事あり。是も吉日を選びて。陰陽師河邊に出て祭りをする也 御産所御祈始。河臨祭と。殿中日々記にあり。御産婦御小兒の御祈禱也。」【枕直】二十一日日を云。小笠原氏の記録に。七夜に左のひぢ懸取り。二七夜に右のひぢ懸取。三七夜に後を取る。今日より七十五日の内片高、疊とて。枕の形五寸計り高き疊に寢る也」とあり。また貞丈雜記云。【宮參】本はうぶすな參と云ひし也。誕本記云。百日の内は白小袖。百一日を色直しとて。産婦兒並仕女も色小袖を着す。【色直しの祝】有へし。色直し有て三七日の後。吉日次第宮參有へし。又祝言次第（蜷川親孝紀天文永祿比）記云。百日に色直しと云て。赤き小袖をきさせてうぶすなへ參らする云々。御宮參と云名目。義滿將軍以來の事にや。又東鑑建久三年八月九日。御臺所御産氣男子御産也。次有御名字定千萬君云々。十日若公二夜事武藏守三浦介沙汰。十一月五日若君御行始也云々（誕生日よりは十六日めなり）。則名附も誕生日名附くる樣に見えたり。御行始は宮參歟。」小笠原氏の記録に。宮參男子二十九日目。女子三十七日目。産神に參る。又男子三十一日目。女子三十二日目共。三十日は小兒血忌など云説も時宜に寄へし。男はアマカツ（參看）。女はホウコ宮參し節駕籠に入。是は男女一代惡魔除ケ身代り也。神前へ太刀馬代給馬樽肴等奉し。小兒拜濟て宮を三度廻り。歸路の節人の家に立寄事也。床餝有レ之但德川御家御宮參之節井伊家へ御立寄御先例也。」と見ゆ。江戸にては。是の日兒を乳母又は然るべき老女に抱かせ。産土神に參る。此時親類知己より祝ひ來れる小兒の衣服を。悉く小兒に着せ。又は餘り多ければ男を雇ふて之を持たせ。産土社前にて千歳飴を求め。歸途親族知己へ立より。其飴を一袋づゝ配る。親族知己方にては兼て犬張子を買置き之を兒に贈る。兒の家にては祝ひの衣と犬張子の多きを榮とするなり。【食ぞめ】その條下にあり。【五十百日の祝】の事。イカの條にあり。玉勝間云。東鑑文治三年。十一月二十九日。新誕若君五十日百日儀也といへることあり。若君とは實朝公をいへり。此若は其年の八月九日に生れ給ひて。十一月二十九日は百十日にあたれり。今の世にも兒の生れて百十日をいはふは。むかしのいか。もゝかの祝なるべし。さて五十日と百日とは別にて。おの〳〵そのあたれる日にいはへることなりしを。こゝに一度の事にいへるは。そのかみあはせて百十日にあたるに。一度にいはひたるならはしの有しにこそ。」【俗説】社日に胎りたる子は白兒となり。庚申の日に胎りたる兒は盜心ありと言傳ふ。又四十一歳に生れし子は【四十二の二つ子】と名つけ。之を捨つる俗あり。又【雙兒】の後に生れしものを兄とし。德川氏の頃は三兒を産むときは一人扶持を給するの例あり。我か國にては七五三歳の節の外。誕生日を祝ふこと少し。

ダムジヤウダイ

彈正臺。漢制の御史臺に則とり。天智帝御史大夫を置き。峻嚴に國法を執行するものなりしか。後世漸く朝憲の衰てより。其職權盡く檢非違使の廳に移り。爾後是亦遂に廢絶するに至れり。其官制等は左の如し。彈正臺。尹一人從四位上。掌下肅二清風俗一彈中奏内外非違上。凡朝臣非違。五位以上彈奏。六位以下移二所司一推問（令義解）。唯太政大臣不レ得レ彈。尹有レ犯。則弼以下共奏彈。臺中非違互相彈。弼以下月巡二京中一。忠以下日察二京城内外一（延喜式）。訴二官苛政寃抑一者。

推究得レ當則奏。否則彈。與二式部一糺二正朝廷衣冠禮儀一。與二衞士府監一決二死囚一。若有二寃枉明白者一。停決奏聞（參取令義解。延喜式）。廢帝天平寶字三年。以三尹位卑人不二敬畏一。陞爲二從三位官一。稱德帝天平神護二年。樹二 杜於二中壬生門一。一爲二官司抑屈者一。一爲二百姓寃枉者一。並使三臺受二其訴狀一（續日本紀）。桓武帝延暦十一年。新定二彈正彈例八十三條一。淳和帝天長九年制。臺毎月巡二檢京中一。並勘二糺諸司諸院諸家。及内外主典以上犯狀一。直移二式兵二省一。貶二奪考祿一（類聚國史）。弼一人正五位下（令義解）。嵯峨帝弘仁十四年。以二弼唯一員。政多二擁滯一。分置二大少弼各一人一。大弼從四位下。小弼正五位下（類聚國史。類聚三代格。參二取官職秘鈔後附。職原鈔一）。大忠一人正六位上。少忠二人正六位下。掌下巡二察内外一。糺中彈非違上。餘如二神祇大祐一。大疏一人正七位上。少疏一人正八位上（令義解）。弘仁四年。加二少疏一人一（類聚國史）巡察彈正十人正七位下。掌下巡二察内外一。糺中彈非違上（令義解）。弘仁四年省二人。十四年又省二二人一。至二淳和帝初年一。巡察彈正漸省爲二二人一。更置二巡察大少屬各一員一。大屬正八位上。少屬大初位上（類聚國史。類聚三代格）。巡察史生二人（類聚國史。」仁明帝初年置）。巡察彈正後廢（類聚三代格。按。本書寛平八年。並省官司。收廢司要劇番上料等條。有二巡察彈正之田一。寛平以後。巡察無復所見。則此職蓋廢二於寛平時一也）。史生六人（令義解。延喜式。」據二日本後紀一。大同四年省二二人一。弘仁二年復二舊數一。令集解。作二弘仁四年一。今據二後紀及類聚國史一）。臺掌二人（類聚國史。」大同五年置。三代實錄。貞觀三年。置二扶臺掌二人一）。使部三十人。」（延喜式。作十五人）。直丁二人（令義解）。仁明帝承和六年勅。臺與二檢非違使一。同掌三糺二彈非違一。但犯人逃亡。臺不レ堪二追捕一者。宜臺使二相議一。遣二檢非違使逮捕一。立爲二永例一。（續日本後紀）。自後糺二彈逮捕一之權。盡歸二使廳一。而風憲之職衰矣（職原鈔）。以上大日本史職官志を抄す。明治維新に至り。二年更に彈正臺を置き。尹以下の職員を定められ。重要の裁判をなすこと殆んと今日の大審院行政裁判所の如くなりしか。同四年是亦遂に廢止せられたり。

タムス　箪笥は。衣服を藏むるの器なり。說文に。箪笥飯及衣之器。以レ竹爲レ之。其圓曰レ箪。方曰レ笥云々とあり。支那にて箪と云ふは圓き竹の籠なり。然れとも邦俗皆衣厨を呼むて箪笥と曰ふ。又用箪笥。帳場箪笥。貿易備考に云。箪笥（漢名厨子）。衣裳箪笥。菓子箪笥。茶箪笥等の數種ありと雖も。内國に於て最も要用とする所のものは。衣裳箪笥なり。往時は衣裳を藏るは筥。又は櫃を以てし。別に箪笥と曰ふものなし。和名抄厨子條下に。辨色立成（書名）を引て。竪櫃は厨子の別名なりと註せり。厨子は前に扉のあるものを謂ふ。蓋し今の箪笥の一種なり。而して專ら抽匣を以て出納に便するは。迥に後世になれり。和漢三才圖會に據るに。タンスは厨子の唐音なりと。圖に左の如き品を揭げたり。用箪笥の事。貿易備考に又云ふ。」【手箪笥】は較や小にして常に座右に置き。零細物料を藏るに供す。製法各種ありと雖も。其海外に輸出する者は。漆塗。漆蒔繪。若くは寄木の小箪笥にして。内國の風の品と歐洲風の二製あり。歐洲風の衣裳箪笥は。抽匣なく前面に扉あり。内部に鈎ありて衣服を懸置く也。」和歌山縣産箪笥は。和歌山縣下より製出するを以て名つく。英國人ドクトル。ドレッセル同行報告書（ドレッセルは明治九年本邦に航し。内地の工場を巡歷し。産物の得失を審査批評せり）に曰く。紀伊。及び京阪以西に於て。尋常家屋に用る所の衣厨は。多く雜製にして。其表面は暗赤漆を以て塗り　上部の段は引戸を備へたるもの一般の流行となれり。殊に和歌山縣下の製造は雜作に屬すれとも。京阪に比すれば其價甚だ廉なり（貿易備考）。さて。古くは杉製にて溜塗にしたるが。後世桐製となりしも。矢張溜塗なりき。明治になりて皆桐の白木なり。又ふるくは。重ね箪笥といふはなく。皆四つ引出しの箪笥なり。近古重ね箪笥いで來て。大に運搬に便せり。また男箪笥に觀音びらきなし。女箪笥はひらきありて。小引出しなとを附けたり。其の開きには。鐵具にて。左右の扉に半分づゝ。大く家の紋を彫りて付けたり。しかるに今時は。女もすべて男箪笥を用ひて。差別なきがことし。婦人嫁入のときは必ず持ゆくものなり。

近世小袖廚子

タムセム　段錢。（チソを見よ）

タムゼムフウ　丹前風とて。承應明暦のころ盛んに流行せり。京都にては。江戸にてドテラと云ふ半纏を。タムゼムと呼べり。綿入れる卷羽織の遺れる名なるべし。今いふ派手者と云ふ事は丹前風の遺風なりと（ダテ參看）。八十翁昔語に。むかしは松平丹後守屋敷前に。町屋風呂有美麗を盡し。風呂女とて遊女有レ之。諸人入込。喧嘩度々故。御法度に成。其時風呂屋へ通ふかぶきし共。異名に丹前へか

かる人といふ。丹後守前といふ心也。今に何にてもはでなる風を丹前と云。是よりの事のよし。」聲曲類纂云。丹前。今は歌舞伎に殘りて。踊の出立にのみいふめれど。むかしは丹前の小唄とて有しとぞ。土佐ぶしのふし付などに。六法とあるも。即これなるべし。東海道名所記。原の宿の件に。比丘尼とも一二人いで來て歌うたふ。頌歌は聞もわけられず。たんぜんとかやいふ曲節なりとて。たゞあゝあゝとながたらしくひきつりたるばかりなり。云々といへり。丹前といふ事は。承應明暦の頃。神田四軒町雉子町のつゞきに。何某丹後守樣御屋敷ありて。その頃此側に湯風呂あり。髮洗女とてみめよき女二十人三十人かゝへ置。遊び居てあかなかき。髮なすゝぐ。元吉原通ひせるわかうどら。此所に來て湯入し。酒のみ遊びける。その頃六法組とて武士にもあらぬわかうどら。大小を帶し。立髮にて異風の出立にて。徘徊しけるを。丹前姿とて。歌舞伎にまねびしものなり。又伊勢貞丈隨筆に云々。歌舞伎狂言にする丹前立髮六方は。丹後守殿前の風呂屋へかよふ若衆共の病氣分にして。引籠居たるが。長髮にてかよひたるが。却て伊達に見えければ。月代そりてよき人も。みな長髮にてかよひしより發る。下谷御かち町に。仁木治太夫といふもの。大小刀を白柄卷にして。男立の張本たり。白柄組と云。また大小の仁木組といふ。世俗神祇と言はあやまり也。夫等が大小を貫木ざしにして。大道せばしと振かけて歩行ける故。立髮丹前といふ。六方は彼長き大小と兩の腕と。六方へ振出るといふ心なるべしとあり。又異本洞房語園云。承應明暦の頃新町山本宗順家に。勝山といふ太夫ありし。元は神田丹後殿前紀の國風呂市郎兵衞といふ者方に居たりし風呂や女成しが。其頃風呂屋女御停止にて。かつ山も親里へ歸り。又吉原芳順かたへ勤に出たり。髮は白き元結にて片曲のたてに結び。勝山風とて今にすたらず(中略)。勝山丹後殿前風呂屋に居たりし時も。すぐれてはやりたる女なり。寛永の頃はやりし女歌舞伎の眞似などをして。玉緣の編笠に裏付の袴。木太刀の大小を指し。小唄謡ひせりふなどいふ。其立振舞見事にて風體至て由々敷見えしと也。多門庄左衞門などゝ云し芝居ものも。勝山が風を眞似しゆゑ。丹前と云名は此勝山より始る。神田丹後殿前なれば。丹前の勝山と云たりとあり。榮大門屋しき。歌舞伎芝居の件に。多門庄左衞門作彌九兵衞が六法は(すあたまにかま髯。白き衣裝に七羽烏。黑き衣裝にされかうべなんど付て。大どまの下ばかまに。はつはの大小をくわんぬきざしにさし。うめく樣に歌をうたひ長〱としたるつられをやつたるを。今の六法にくらべて思へば。あたこびやくらいハッハつやなこんでは有ぞな(是六法ことば也)。寛文年中の姿は。もはや各別にかはれり。荒木與兵衞が有高の口論。藤田小平次が神崎茂右衞門物語。此時分は大小も太刀作り。小衣裳ものしめ花色。縮緬羽織も羅紗小倉ドまに。天鵞絨の半襟かける樣になり。かつらも立髮撫付かづらになりぬ。袴も金入に衣裝も切付と云ふ事を仕出し。六法も羽折にいろ有袴を着し。股立高く取なし。袴のこしは羽織の馬乘を括り。袴の腰股は金のやき付大小も生の金拵。本身の入らぬ計。六法の内皆所作事に仕立。出端も次第が神樂つしま。三味線も手替りか引うけ。鳴物に乘て出れば。見物のこゝろもうき立。切の六法計て札錢はなしからドと。三番つゞきの不出來なるも。是て見直し。大分の入を引事親嵐が永々江戸の舞臺をつとめ。丹前といふ事をよくのみこんだるゆゑなりと云々。六法丹前のもとに付ては。尙くさ〲の咄あり。丹前はおのれが家代々住居なす地なれば。くはしきを得まほしく思へども。未珍らしき說を見あたらず。尙實說を得て後輯に記すべし。」明良洪範に。寛文年中の事なりしが。小幡勘兵衞景憲が實子なきを以て。何某の次男を養子としける。その頃若輩の面々は。丹前風とて髮の結やうより。大小衣類に至るまで。異やうなる風俗なりし。小幡が養子も若年のことゆゑ。その風をまなびて。鏡二面を用て髮をつくろひけるを。父景憲見とがめて申は。若輩なれども。武士の家に生るゝ身として。二面の鏡をもてかたちをつくろふこと。遊女野郎の所爲なりと立腹し。義絶せられけり」と見ゆ。以て其ありさまを知るべし。

タムダイ　探題は。北條氏執權の時。九州。中國等に配派せられたる一方鎭將の職名なり。北條氏の此職を命ずるや。必ず其一族に限りたるが如し。和訓栞に。たむだい。古にいふ總領使にして訴訟を司とり。國をも有したるものなり。題は署なり。簠簋內傳に。蒙二諸星探題一とも。庭訓往來小證議探題とも見えたり云々とあり。鎭西探題は弘安五年。北條遠江守爲時(北條義時の三男相模守重時の長男)を鎭西奉行として下されしを始とす。爲時九州に下向し。筑前國姪濱に十二年居住し。永仁元年三月鎌倉へ歸る。其後へ越後守平兼時(時賴の五男修理太夫宗賴の長子にて六波羅の北方より九州へ下向)を以て筑紫探題となし。兵庫頭時家、名越左近將監公時の嫡子)を長門探題として下されたり。其後元亨元年北條英時を探題となすに及て。一人になしけり。此時は博多津に城を築て住せりと。鎭西要略にみゆ。」右九州中國の兩探題府は。元弘三年皇政中興の際官軍の攻沒する所となれり足利氏の時また此職あり。義滿の代に。今川貞世(了俊)を九州探題とせしことあり。九州の探題はもと太宰府の職を襲ひしものにて。源賴朝兵權を取りて鎭西奉行

を置き。其後探題をおき。少貳氏屬して世襲し。探題すなはち隱然と府帥の任に代れるがごとし。然れども足利氏の權力やゝ微弱なるに從ひ。此職の如き廢絶するに至れり。

タムダカ　段高とは。徳川幕府の田制にして。是は新に山野池沼等を開拓して。之に耕作せしむるも。未た其收穫の見積りつかざるものを段高と名つけ。姑らく之を高外に置きて輕租を收め。而して漸次其地の熟良を竢ちて。本高に給ふものとす。落穗集に反高は。畢竟見取場同樣にて。見取場とは意味違ふなりといへり。租税志の言亦之と同しきを以て。今木條に見取場の制をも合叙し。以て其田制を示すこと左の如し。落穗集に反高之事。「芝地或は明地等の場所を新田に取立るには。百姓少なくして開發成り兼る歟。又は土地宜しからずして。作物出來兼る場所は。先位なしに反別を改め取箇を付る。此の如き場所を上中下に位を積り高に結びては。高掛り物勤兼る故反高にて差置となり。畢竟見取場同樣にて見取場とは意味違ふなり。」とあり。又租税志に。段高場取（見取場附）段高場とは。草生地及ひ池沼岸邊の墳地。川堤外の不定地等。之を高に結ふも。百姓或は得る所なきを以て。唯其段別を定め。輕租を課するのみにして。高外に置くものを謂ふ。輕賤須知に據るに。享保八年武藏國の秣場を墾闢せしめ。芝地壹段に役米三升を課せり。諸國異同有りと雖も率ね此類なり。是等多くは村の附有にして。之に依て一村を成すもの甚た尠し。然とも年を經て地味熟良すれば。則ち收て高に結ふの制とす。流作場亦較や之に同し。因て之を合錄す。流作場は川堤外及ひ湖水池沼等の岸邊にて。畔なく疇なく一面水を蒙る地に作るを謂ふ。地方竹馬集に云。川水の暖なる所に作るを謂ふと。是れ亦段別のみを定め。輕租を課して高外に置く。其租率は段高場と大同小異なり。旱歲には作場多くして。雨潦甚き歲は作り難し。若し既に耕種するも。水至れは一時皆流失すること測る可らす。然とも地勢地味改良すれは。即ち段高場と爲すものとす。「桃園天皇寶曆六年九月十二日。征夷大將軍徳川家重達。代官所段高場は。是まで取箇差出帳に附記すれとも。今年より本途取箇に同く吟味すへし（教令類纂牧民金鑑）。」後桃園天皇安永七年七月。徳川家治達。段高場の內追次地味熟良に至れる分は。嚴に檢査して高入と爲すへし。尤も川附不定地の場所は。專ら堤防に注意し。作毛に應して取箇付を吟味すへし。」段高場等の內。不定地又は地味不良の場所は。改良の方を吟味すへし（御書付竝達留）。段高場は租率輕く。凡高掛の貲なし。農民之を利とし。地味熟良すと雖も。隱匿して官に告けす。不定地の如き亦改良の方を講せさるの弊あり。因て代官等をして。之を檢覈せしむるなり）。」光格天皇寬政三年七月廿三日。徳川家齊達。段高場の內耕作し難き所も之あれとも。稻作の所も多かるへし。本年は特に作熟に付。舊貫に拘らす取箇を付すへし（差出方掛留記。牧民金鑑）。四年七月達。關東筋の內段高場多し。本年は諸作豐熟に付。去年達せしか如く立毛相當徵收すへし（教令類纂。牧民金鑑）。仁孝天皇天保三年五月二日令。段高場流作場等は。村ごとに調査し。鄕村帳の末に記載して出すへし。尤も鍬先其他試作中の分も有るへきを以て。右等は無論私領の地嘴たり共。都て高入に成るへき場所あらは。村限細調して申立へし（御書付竝達留）。私領とは。諸藩等の領地を謂ふ。是れ全國の石高を檢するか爲め。段高場流作場に至るまで査覈稟申せしむ。故に幕府及ひ諸藩の領地を論せさるなり）。」十二年十一月九日徳川家慶達。流作場段高場の內には。高入となるへき分も之あるへし。縱ひ高入に至らす共年々作毛を檢し。免直增等吟味すへきなり。其新田高入となる分は。地味未熟の時檢地の上。石盛を付するを以て下免の所多し。地味熟せは取箇增收を吟味すへし（御觸留）。」十四年六月達。段高場流作場の年を經て地勢變し。本田に等しく水害なき分。其他切添切開等あるへきに付。速に檢地して石盛を付すへし。高入とならさる分は。相當の取箇を付へし（牧民金鑑。差出方掛留記）【見取場】凡例錄に據るに。見取場とは百姓川岸山傍原野等の地。僅に五畝三畝墾闢種藝するは。之を高に結はす。段別を定め年々其作毛を檢して。取箇を付する地を謂ふ。又定見取屋敷見取あり。定見取は山野等の薄地を墾闢し。其費用尠からさるものは。年の豐歉に拘らす。輕租を定賦するを謂ふ。即ち定免なり。其租率亦段高場と大同小異なりとす。屋敷見取は川岸堤外等の地を經營して。屋敷と爲すは上畠に准するの制に由らすして。輕租を定賦するを謂ふ。」中御門天皇享保十八年七月二十七日。征夷大將軍徳川吉宗達。高入何出の內。近年の見取場は有れとも。往時の見取場少く。年貢每年一樣にて定納の野手米場等の如く。引付吟味も爲さすと聞く失宜たり。自今地位善良の所は。追次高入を稟間し。浮地薄地等にて年を經るも。到底高入なし難しと決せる分も。猶吟味の上見取場と成置かす。公儲と爲るを要すへし（御書付竝達留）。」桃園天皇寶曆六年九月十二日。徳川家重達。代官所の見取場は。是まで取箇差出帳に附記すれとも。今年より本途取箇に同く吟味すへし。」後櫻町天皇明和二年八月。徳川家治達。見取場は何年より見取場と爲りしや。又年を經る分は何を以て高入と爲し難きや吟味すへし。高入と爲るへき分は何年を期し高に入るへきや。年季等を吟味すへし。見

タムタ

取場の內惡地及び猪鹿の害あり。高入となり難き旨申立あれとも。右は古田畑の內にも多く之あり。惡田のまゝ高入と爲すも。見取米より益あるなり。因て精密吟味すへし（教令類纂。牧民金鑑）。」光格天皇寛政三年四月二十二日。德川家齊達。見取場の內檢見の村より離隔せる狹小の分は。近村坪刈の准合等を以て定め。或は前年の取米を以てするものあり。素と段取も低きを以て作毛に應し。時々取增又は高入と爲すへきに。動すれは輙ち見取は土地の名目のみとなり。實檢至らすと聞く。因て田の分は舊貫に拘らす。其作毛に應し取箇を付すへし。若し檢見巡村を爲せは障礙する所あり。五公五民の取箇にては作人耐へさるか如きは。斟酌の上見取の名義に適當せしむへし（差出方掛留記。牧民金鑑）。」七月二十三日達。見取場の內には。葭萱木立等の地にて。土地相應の年貢を納るの類あれとも。稻作の地も多かるへく。且本年は特に熟作に付。舊貫に拘らす見取の名義に背かす。取箇を付すへし（差出方掛留記。牧民金鑑）。」四年七月達。本年は熟作に付。見取場は去年達の如く舊貫に拘らす。立毛相當徵收すへし。且其段歩を申稟すへし。」文化九年三月十七日達。見取場年貢のこと。寛政三亥年一統に達せしに。猶吟味不精に付以後違失なかるへし。嚮に葭茅柳畑等の名目を以て高請せし分の內。當今は本畑同地味と爲りたる分。猶前時の下免に依る類も之あり。右は吟味の上相當免上けすへし（教令類纂。牧民金鑑）。」仁孝天皇天保十二年十一月九日。德川家慶達。見取場は名のみにて。事實見取ならさるもの多し。見取場の內には高入となるへきものあるへし。縱ひ高入に至らさるも見取檢見を爲し。年々免直及び增を吟味すへし。定取の分も亦同し。且新田高入の分は石盛も低く。取箇付も下免多きを以て。追次地位の進むに隨ひ。吟味の上取箇を增收すへし（御觸留）。」十三年八月達。見取場は坪刈の上取箇を付し。百姓を窮せしめすして。收納を增加すへき處分あるへし。」十四年六月達。見取場の年を經て地勢變し。本田に等く水害なき分は。速に檢地して石盛を付すへし。其高入と爲らさる分は。相當の取箇を付すへし（牧民金鑑）。」弘化元年四月四日達。附洲空地等新に見取を申付し分。及び小物成米永を納來れる場所にて。新に見取を申付たる分伺出るものあり。否すして直に取箇帳に組入るゝもの有り。以後は都て伺出の上新に見取を申付くへし（教令類纂）。」按するに。以上布達の如きは。畢竟耕作者が。地味の肥沃になりしをも隱蔽するの弊あるを以て。幕府斯く屢々令を發するは。蓋寛嚴相待つものと知られたり。

ダムツウ　段通。織りたる敷物の一種なり。日本工業史にいふ。泉州堺車町の絲物商藤本庄左衛門が。天保二年五月。相良段通支那製敷物などにならひて。己が工夫を交へ。同所絹屋町に住せし泉利兵衛に編ましめしに始まる。これを編込段通の濫觴とす。庄左衛門嘉永五年歿し。其子長治郎庄左衛門と改稱して業を繼ぎしかど。幾ならずして歿し。尋いて織工泉利兵衛も亦歿せしかば。一時斯業衰へたれども。庄左衛門長男庄太郎家をつぎ。支配人萬兵衛の後見にて。なほ段通を販賣せしとぞ。文久二年德川將軍上洛の時。大阪より堺へ臨まれしが。當時隨行せし大名。旗本輩の數寄屋用の敷物にとて購求して歸りしもの。漸く堺段通の世間にしらるゝ端緒となれりといふ。明くる同じき三年攝津住吉の人星野卯兵衛。稻葉善兵衛の兩人元西陣の織工にて。大阪天滿に住せし久七といふものより。天鵞絨織法にならひて。一種の段通織法を教授せられ。種々工夫を費し。つひにその年三月僅に一帖十二枚をあみ出し。堺材木町の村田孝平に販賣方を託せり。これ摺込段通のはじめにて。庄太郎の店にてもこの摺込段通を販賣せしとぞ。泉利兵衛の弟子岡市次郎慶應の初村田孝平に傳授し。つゞいて明治三年泉利兵衛の孫野木井德三郎に傳授し。同じき五六年までは堺中僅にこの三家にて營業せしが。其後漸々營業者の增加するに及びて。藤本庄太郎同じき十一年外國貿易商人の手を經て。米佛兩國に輸出したるに。頗る外人の嗜好に適し。需要忽增加せしかば。同じき十四年藤本庄太郎はじめて唐絲の上包をときて。麻段通をあみいだし。又この年絹絲段通羊毛牛毛の段通などをもあみいだしゝといふ。絹絲段通（東大寺模樣をあみいだしたるもの）は第二回內國勸業博覽會へ出品せしが。この品は米國公使の購求する所となれり。又同じき十六年天蠶絲の段通をもあみいだしゝとなん（明治十八九年の頃。京都の直木榮助祇園花見小路に工場をたてゝ。囚徒の放免になりしものを集め。天蠶絲の段通をあみいだしゝが。この工場は四五年にして廢せしとぞ）。段通の改良進歩に關しては。藤本庄太郎。村田孝平の力多しといふべし。段通の盛なるや。種々の器械も亦改良せられしが。明治十一年頃藤本庄太郎。村田孝平の二人研究して屈曲せる鋏を工夫し。つゞいて村田孝平模樣摺込の法を改良して紙型を用ゐしが。藤本庄太郎更に改良して金型を用ゐることになれり。又同じき十三年ころまでは切絲と唱へ絲を一寸餘に切斷し。これを經絲に編込みしも。絲を冗費すること少からざるを以て其法を改め。左の手に鋏を逆に持ち。左右の手にて長き絲を編み込むと。同時に其端をきりとることを工夫せり。又明治十年前までは幅一間より大なるものなかりしも。村田孝平はじめて二間の機を造り。十疊敷及十二疊敷の者をあみいだ

しゝが。ついで同じき十二年藤本庄太郎幅四間の機を造り。十二疊敷以上五十疊敷までを編みいだすことゝなれり。今は河内。和泉及攝津の三國にわたり。其中主なる製造地は堺市。大鳥郡。石川郡。八上郡なりといふ。この他京都(明治十二年京都上七軒町女工場にてあみはじむ)。兵庫(明治十八九年ごろより。兵庫の駒林にて松井和吉等あみはじむ)。佐賀(維新前より藩廳の保護をうけてあみ居りしが。現に維新後となりても製造する者ありしかば。明治六年墺國博覧會へ佐賀縣より木綿段通を出品して三等有功賞をうく)等にて製造するものあれども。其産額少し。木綿段通は多く内地に用ゐられ。麻段通は重に外國へ輸出せられて益々有望なるが(麻段通の原料は攝州武庫郡都賀濱村字新在家の小泉合名會社にて製造せりとぞ。この會社は明治二十六年十二月の設立にて。印度より麻を取寄せ。米袋並に段通の原料を製造すといふ)。今日北米合衆國。香港。加那陀。英領亞米利加等へ輸出するもの。殆ど三百萬圓の上に達せり。兵庫縣川邊郡伊丹町において。石川縣人寺西豐次郎經に紡績絲を用ゐ。緯に稻藁絲を用ゐて一種の敷物を編むことを發明せしが。伊丹町の人これを【由多加織】と名づけ。明治二十六年九月特許を得て由多加織合資會社を起し盛に製造すといふ。其價安きがゆゑに今は内外にもてはやさる。

ダムノウラノエキ　壇浦之役。源平最後の戰爭役なり。初め壽永二年七月義仲平家の軍を破り。京師に迫る。宗盛安德帝及劍璽を奉し。西に走り海に泛て筑前に至る。法皇帝を廢し。皇弟尊成を立つ。後鳥羽帝これ也。九月宗盛讃岐に赴き行宮を屋島に建つ。閏十月義仲平氏と水島(備中)に戰ひ大に之を破る。已にして源頼朝弟範頼義經を遣はし西上す。蓋し法皇義仲の驕暴を厭ひ。之を除かんとし頼朝を召せしに依る。壽永三年　改元元曆)正月源範頼同義經。宇治勢多に義仲を破り。義仲粟津に戰死す。二月宗盛山陽を定め還て福原(攝津)に據る。法皇頼朝に勅し。範頼。義經に命じ之を伐つ。源兵東西より分け進む。平軍專ら東西二門を拒ぐ。義經鵯越の險を越し之を襲ひ。三面合擊す。宗盛又乘輿を奉じ讃岐に奔る。翌四年(文治と改元す)。正月範頼山陽を定め豐後に入り。義經屋島に至り。火を高松に放つ。平氏驚き大兵至るとし。安德帝を奉じ海に泛び。志度浦を保つ。西國に奔らんとす。範頼已に豐後にあるを以て。還て壇浦(長門)に泊す。義經平家と壇浦に戰ひ大に之を破る。宗盛清宗等を虜にし。知盛以下七人皆海に赴て死す。安德帝時に八歲。二位尼之を抱き海に投す。帝崩す。實に壽永四年三月廿四日なり。これを壇之浦の役といふ。

タムバ　丹波は。もと粽羽と稱す。山陰道に屬し。桑田。船井。多紀。氷上。天田。何鹿の六郡ありて。東は近江。山城に連り。南は攝津に接し。西北は播磨。但馬。丹後。若狹に界し。山嶽四周。澗水交注して國中平野を見す。三の三國嶽(ママ)境に高く聳えて。西に在る者は但馬。播磨に跨り。北に在る者は若狹。丹後に亘り。中間に在る者は丹後。但馬に接す。此三嶽の脈。斜めに延長して四境を擁し。其西南に連峙する者は篠峯。船坂。只越。愛宕　脛摺等の諸嶺なり。東北に竝聳する者は。萬艘。大江坂。芹生。知井。五波。棚野。尼來等の諸嶺なり。丹後但馬の境は殊に峻險にして。尾坂。千原。鬼城。鐵鈷。二國の諸山あり。又八峯。牛國。八尾。畠山。粟鹿の諸峯國中に峙立せり。源を四境の山間より發して。相集りて川となれる者四條ありて。三方に分流す。其南流して播磨に入る者を佐治川とし。其北流して丹後に入る者を福知川とし。其東流して山城に入る者を保津川とす。保津川は芹生峠の澗谷より出て。龜岡(舊名龜山)に至り。弓削川を并せ。保津村に至りて大堰川となる。其末流は山城の桂川なり。福知川は一名を音無瀨川と云ふ。桑田郡佐々里村の山間より出てゝ棚野。高屋。上林。土師等の諸川を併せ。福知山を過ぐ。丹後の由良川是なり。佐治川は氷上郡の山間より出てゝ。大蛛川と相會す。播磨の加古川是なり。大蛛川は源を多紀郡上篠見村の大瀑より發し。西流して篠山を過ぎ。久下川となり佐治川に入る。國中較繁華なる市邑を龜岡。福知山。篠山となす。其他園部。綾部等ありと雖も。皆小なり。天正年間。明智光秀此國を領し。龜山福知山の兩城に守兵を置き。以て此國の鎭とす。尋て前田玄以此國を領し。龜山に治す。慶長十四年。岡部長盛。前田氏に代り龜山城に移る。爾後相代て此に移封せらるゝ者數氏なり。寬延元年松平信峯の此城邑を賜ひしより。子孫數世相續て此城に居住せしか。明治四年四月。龜岡。綾部。山家。柏原。篠山。福知山の諸藩を廢し縣を置かれ。尋て十一月。龜岡。園部。綾部。山家縣を京都府に併せ。篠山。柏原。福岡を豐岡縣に併す。九年八月之を合して京都府の所轄に歸せり。物産の重もなる者は。石灰。砥石。燧石。木材。煙草。栗。柹。桑。梨。松蕈。薪。炭。茶。綿。生絲。蜂蜜。綿布。蠟。黃連。桑酒。藺席。川魚等なり。

タムバヤキ　丹波燒は。織田氏のとき丹波の國にて製造せし陶器なり。故に此名あり。工藝志料云。丹波燒は。永祿。天正年間丹波の國に於て製せし所の者なり。後世是を古丹波といふ。寬永年間。工人茶器を製す。其質或は古瀨戶或膳所燒に似たり。而して其の上等の者は多くは器の外面に絲條數十條あり。下等の者は其質南蠻朝鮮の如く燒きふくれ等ありて。殊に形狀奇異なり。陶膚赤褐色にして釉に光澤なし。此の器水壺或は盞盆等に多し。下等のものは今に至りて製出す」とあり。

タモム 多門。長家又は塀に付けたる窓を云ふ(シロを見よ)。

タモムテム 多聞天。(シテムワウを見よ)

タラヒ 盥は。手洗ひの略なり。和漢三才圖會に盥の條に角盥及び耳盥を擧げたり。今は單に盥と云へば是等を云はずして。洗濯盥など。箍にて木を編みて作りし物を指せり。又馬盥は馬を洗ふ器にて頗る大く。手水盥は顔を洗ふ器にて。小くして足長く高し。近年此品廢り。金盥流行す。銅又は眞鍮にて作り。顔を洗ふ器にして。鐵葉にて作りしもあり。耳盥は鐵漿の條下に載す。「【つのだらひ】貞丈雜記に云。角だらひに角を付る事は。手水つかふ時に衣服をおさえん爲也。諺聞書條々に云。はんぞうたらひの角の二ッあるは。衣裝をおさへさせんが爲也。云々(はんぞうだらひとはつのだらひの事也。中へはんざうを入て持出て御手水をかくる故也)。伊勢加賀守貞助返答に云。御手水かけ申事(中略)。たらひのつの袴のひざへむく云云。單に半挿と云ふは誤なり。

タル 樽は。流動物を容るゝ器なり。四斗樽。油樽。ビーヤ樽。醬油樽。三つ割。四つ割。一升樽。五合樽 柳樽。角樽。柄樽。色々あり。別に奈良漬。梅干漬など容るゝ淺き品あり。又鹽からを容るゝ小くして繩を卷きたる品あり。和漢三才圖會云。樽酒器本作レ尊。而以レ尊爲ニ尊卑之字一。而後加レ缶。加レ木加レ瓦加レ土。今多用ニ樽字一。似レ箱而横狹者名ニ指樽一。似レ桶而矮者名ニ匾樽一。其有ニ兩手一者名ニ柳樽一。高長有ニ兩手一者名ニ手樽一。」嬉遊笑覽云。樽。和名抄辨色立成云(音與レ尊同。字亦作レ罇。從レ缶見ニ說文一。今按無ニ和名一。俗稱去聲一)。酒樽有レ脚酒器也 酒海。蔣魴切韻云。樽酒海也(今案。俗所レ用罇與ニ酒海一各異。故別擧レ之)。空穗物語。なかひつともにいひ入させ。酒そに入てもたせて云々。そに入るは。樽に入る也。後世是をたると呼は。酒を垂るの義と聞ゆ。光信などか書たる鑑の酒樽は。太鼓に作りたる也。十二類合戰謌。また福富雙子等にみえたり。後世太こ樽といふ名は。これによれり。今は婚禮などに用る斗樽を。太こ樽といふ。又柄の長きを柄樽とも角樽ともいへど。此はもと河內誠天野酒を入るゝ樽にて。天野樽といふもの也とぞ。寬文延寶の頃。これを人形樽といひしは。この長き手の上にあみ笠させて。人形に見立て。醉興にこれを舞せし也。角樽といふはほそ長き箱に作りて。兩端に角の如く出たる處ある故にしか名く。昔は婚儀の結納に是をも用ひしなり。今は此樽雛人形の道具に殘りてあれ共人これを知らず。吸筒とおもへり。又今は斗樽を柳樽といへど。柳樽はその形して長く手の付しもの也と云へり。其圖安齋隨筆に載たり。【樽代】といふは。酒を買ふべき代料をいふ。進物に稱ふる名なり。【樽肴】とは。貞丈の四季草に。樽肴の事。古代室町殿の頃。樽肴とて人に送りしは。肴といふは魚鳥を煮燒などして折に盛たるなり。生魚なば美物といひ。又荒物といふなり。美物も書狀注文などには魚の名を書なり。今世は樽に生魚を添るを樽といひ習はしたり。

ダルマ 達磨は。印度の僧なり。梵語に法の事をダルマと云ふなり。故に印度の僧の名にダルマ何々と云ふもの多し。日本にて其の像を種々の方面に用ふ。多くは滑稽の方面に用ひて。尊崇の方面には用ひざるなり。聖德太子奈良の斑鳩にて達磨と問答したると古史に見ゆれど。其の我が國に來りしこと信じ難し。疱瘡兒の禁厭に。達磨の像を用ふることゝ。シュトウの條に記せり。參看すべし。」【達磨忌】梁の大道二年十月五日入寂。大小の禪刹悉くこの日を以て達磨忌を營む。【達磨市】新年信州。武州等養蠶地方に行はるゝ一月中の習俗なり。信州。武州等にあり。」【信州八日堂】一月八日信州小縣郡上田在國分村八日堂初市に併せて行はる。風俗畫報(百八十五號)にいふ。達磨市の八日堂に立つるに至りしは。今より七八十年以前にありしが。其當時は誠に微々たるものにして。稍盛大なるに至れるは實に明治十二三年以降にありとす。然して達磨の製造地は上野國碓氷郡豐岡町に限れるが如し。故に當地にありては俗に豐岡達磨といひ。又福達磨ともいひ做せり。今其製造起源を聞くに。凡そ百三十四年前。即ち明和元年の頃豐岡に達磨屋文五郎といふ人ありて。始めて製造に着手せしものなりとぞ。然れとも其當時は製造者自ら是を携へて近國に行商し。販路を擴むるに止まりしを以て。明治九六年頃迄は僅々製造者三軒のみなりしも。養蠶家の勃起せしと。且は緣起を追ふて商家の購求するに基て頓に販路を擴むるに至り。今は豐岡町にのみ製造問屋九軒を有するに至りぬ。當時其內にて最も盛大なるは。戶崎彥次郎。小池延吉。山形榮吉。山形福八の四軒にして。山形榮吉は創業者達磨屋友五郎の後裔に當り。製造元祖の家筋なりと。此外一里許隔りたる八幡村に一軒鼻高村に四軒の製造家を見るに至れり。又割合に驚くべきは。毎歲の製造高にして。豐岡の如きは製造期十。十一。十二の三ヶ月間に六千圓。八幡。鼻高兩村にて。七百圓の價格に登れりとかや。其製造法を見るに總て十二三回の手數を要し。白。淡紅。黃。赤の順序に着色し大小貳拾六級あり。種類は赤。白。おかめの三通りなるが。五六年前黃繭に育りて黃達磨なる者を製せしかど。顧客の意に適せざりけむ。僅か二年にして廢棄に歸しぬ。而して世人の之を購ふ所以のものは。蓋し春夏秋蠶の當らんを祈り。且は七轉八起の功德に據らむ

が爲めなれば。賣買に於ても緣起を取り。假令二三寸の品にても何錢などゝ謂ふ者なく。錢位を以て萬となし。總て何十何萬圓と懸直の夥しき事驚くに堪ふ。左れば十五錢位にて買取り得らるゝ者（凡そ丈一尺位）も初め四十萬圓位に懸直をなすが通例なり。故に客も是に準じて相應の懸引をなす事なるが。巧拙の如何に因りても五錢十錢の差を見ること難からず。況して初心の者にては餘り根强き事も謂ひ出で兼ね。知らず〳〵買冠る抔敢て珍らしからざるなり。偖て客の之を購ふや。神棚に安置し。其年春蠶の當るを待ち。墨もて小さく左眼を入れ。夏蠶當れば右眼を容れ。秋蠶意の如くなるに至れば。更に左右眼を補ふて大ならしめ。神酒を供へて饗應をなすなり。然れ共其多くは外面を粧ふて當不當に拘はらず。態と大眼を容るゝ者の如し。又達磨を偸み取れば延喜よしとて。誰彼申し合せ友人の賣買する間に竊に竊取する者あれば。人を戸板に押し付けつ搖られて落るを攫ふあり。混雜に押されて潰せしを悔るあり。樒（方言云しきぶ）に結んで背負し者を取らるゝ抔。達磨市況の賑はしさ言語に絕し。斯くて賣れ殘りたる者は近村を廻りて强ゆるもあり。又一月十四日當地大神宮の大祭なるを幸に戸板を列れて賣るあり。其家路に歸るの時は。數千の達磨は四方に散じて。壘列れし商家の奥。さては比隣に遠き賤の家の厨が棚に勸請せられて。一個も不緣はなきものなりとぞ。【武州大日堂】武州北多摩郡拜島村大日堂に行はるゝは一月一日なり。これも畧同じ事なればこゝには省く。

タワラ　俵。（タハラを見よ）

チ之部

チイセル　刺球草。田中芳男の記に云く。英名を Clother's Teasel 畧して Teasel と稱するにより。我邦に於ても通例之をチーゼルと呼ぶ。山蘿蔔科の越年草なり。我山芹菜と同屬なるを以て。植學家は之にオニナベナの名を下せり。是れ山芹菜に似て强靱なるに因る。英漢對譯書には。刷花又刷布花とあり。此種子を傳へたるは。明治七八年にして。勸業寮の園に作れるを創とすべし。余は明治十一年十一月二十九日。毳毲（モンパ・ケバ）の毛茸を起す刺球の說を述へ。十二年二月博物館刊行の博物雜誌第一號に載せたり。此植物は歐洲の原産なるも。今は歐米諸國に栽培して。其刺球を收め。羅紗其他の毛布の絨毛を搔き起すに用ひ。缺くべからざるものとなれり。之を栽培するには。四月種を蒔き。九月末に至り。其苗を圃地に移し植うれば。翌年七月に至り。高三尺餘に達し。數多の枝椏を分ち。梢頭毎に花を附く。其形は較薊花に似て。橢圓球をなすも。觀賞するに足らず。花老ゆるに及ひ。其球益々成長して。滿面の鱗片は鉤狀の逆刺をなして强靱なり。長さ一寸許より。大なるは三寸餘に達す。是れ即ち絨毛を搔き起すの用に供する刺球なり。順次に採集乾燥して。降雨に逢はさらしむるを要す。其老熟せるもの。若し雨濕に浸さるゝときは。其色質を損し品位を墜すものなり。明治十二年に千住製絨所建築成り。羅紗紡績の業を創むるや。此刺球の必要ありて。皆之を歐洲に仰けり。爾後此植物の試作は絕えさるも。之を需用することなかりしが。明治二十年より後に至り。フラ子ル織業益進み。此刺球を使用するに至りたれは。東京大阪附近漸く栽培者を出し。尙近年は毛布製造の業も各地に起るを以て。益需用者を增し。從て栽培者も益研究し。以て良品を得んことを勉むるに至れり。但し此物たる圓筒形の機械に整列裝置して廻轉し。織たる毛布を此逆刺にて搔きて。絨毛の頭部を出さしむるものなれは。成るへく形の大に過ぎず小に失せざるを要するのみならず。其質柔脆ならず堅剛ならず。適宜の强靱を度とするを以て。栽培者は土質により肥料の適否を考へ。又莖の均一に成長して。刺球の一齊を圖る等。其技倆を要する所とするものなり。

チイハ　字華は。支那に行はるゝ博奕の一種なるが。明治の初より日本人間にも行はるゝ事となりぬ。初は支那人が親元をなしゝが。今は日本人傭主として之を興行する者多し。字華を買ふには少しく思慮を費さゞれば之を當て得がたきも。明和の頃盛に行はれたる三笠附など云へる者に似たり。字華は一種の當て物にて。先づ三十六の題あり。三十六題又分ちて九棚とす。傭主は之に依りて題を出すなり。九の棚及三十六題の解左の如し。

【四上元】占魁はむかで。汽車。汽船。」板桂は螢。盜賊。」榮生は死人。小兒。出生。」逢春は孔雀。雀。」此の棚は人體の右方肩の上に記されたり。

【五黃將】志高は蛔。土。」月寶は月。兎。」正順は蚤。蝨。獅子。」坤山は虎。」漢雲は白雲。牛。」此の棚は人體の左方肩の上に記されたり。

【十將利】江祠は船。飛龍。船頭。」福孫は犬。斥候。」光明は白馬。米。」有利は風。相撲。象。」只得は猫。」必得は鼠。」茂林は蜂。巡査。」此棚は人體の右傍にあり。

【二道士】青雲は青き雲。鶏。」天申は雷。浮浪人。」此の棚は人體の左傍脚の邊にあり。

【四夫人】艮玉は女賊。蠶。蝶。」明珠は酒。癩病。」上招は女郎。赤馬。」合同は大賊。新

嫁。鳩。」此の棚は人體の左傍胸の邊に記したり。

【四好命】三槐は猿。喧嘩。」合海は蛤。海賊。」九官は鳥。軍人。」太平は兵卒。龍。」此の棚は人體の左傍腰の邊にあり。

【四和尙】火官は龜。」日山は日。鷄。」天艮は鰻。按摩。」井利は鯉。」此の棚は人體の右傍脚の邊にあり。

【五乞士】元貴は蝦。蟹。陽物。」萬金は蛇。貨幣。」青元は蜘蛛。役者。」元吉は鹿。藝者。」吉品は羊。女陰。」此の棚は兩脚の間にあり。

【一公子】安士は狐。稲荷。僧侶。」此の棚は二道士の左の方にあり。

右の外。解釋は種々ありて。一の解釋によりて之を敷演し。數多の解釋をなすなり。猶九つの棚の外に此の三十六題を人體の各所に配して。體中に記したるものあり。催主は此の圖を利用して。題を正當に解釋せず。通題。逆題。等の出題法を行ふなり。

【賣買】字華は催主と運送人と買人との三者より成立つ。催主は五六人より二十人位までの運送人を使用し。毎日題を出して之を配付せしむ。毎日朝夕の二回。運送人は買人より答案を集めて出頭するゆゑ。催主は之と勝負して金錢の出入計算をなす。運送人は自ら答案の式紙即ち筋紙を作りて所持し。之と催主より受取れる題とを毎日二回買人に配付し。同時に先の勝負の結果を報告し。當りなれば之に金を渡す。此の時買人は手數料として。出金額の二倍を運送人に贈る例とす。買人は多く下等社會にして。題を了解するの力ある者なく。無意識に出鱈目を買ふことにて。今朝の夢に狐を觀たれば狐(安士)を買はんとか。先刻盜賊の話を聽きたれば盜賊(板桂)を買はんとか云ふの類なり。之を見得といふ。而も偶然當ることありて。當れば催主より三十倍の金を得る定めなり。

【題の出し方】催主は題を出すに。五字若くは六字にて。適宜の文句を作りて與ふ。例へば。題に名月湖水照とあれば。字華を買ひたる人。之を月と判じて月寶の處へ點を付くるも正當なれど。或は螢と判じて板桂の處へ點を掛くるも可なり。又例へば太陽東天昇とあれば。鷄と判じて日山を買ふも可なり。元より買人の考へ次第にて。題と關係なき筋を買ふても可なり。一日二回。即ち朝と夕の興行の題は一紙に印刷して配賦す。此紙を花(フワ)と云ふ。俗には題紙と唱ふるなり。

【買ひ方】三十六題の名は一枚の紙に記しありて。其の下に空白あり。之を筋紙と云ふ。故に買人は其の買はんと欲する筋の空白へ。若干個と記し。紙末に己の名を符牒にて記して投ず。是答案なり。一個に付き。代金一錢なれば。二個買ふ時は二錢を添へ。十個は十錢を添へて出す。當れば此の額の二倍を運送人に贈るなり。

【勝負】右の投じたる答案數百枚集まりたる時は。運送人は時刻を期して。會場に至る。運送人相會したる時。催主は先づ一卷の軸を机上に出す。之を題を振ると云ふ。此の軸は同じ形の軸三十六卷ありて。各々三十六題の字を記しあり。催主は其の內適宜の一個を撰みて此に出すなり。次に運送人毎に其の筋紙の枚數及び金高を記帳し。次に運送人中の一人より順次開卷勝負を始む。甲某の取次に係る買人には何を買ひたる者何個。何を買ひたる者何個と。人氣を卜知する爲に帳簿に認記を取る。此の間催主は己の出したる卷物と。買人の買ひたる筋と符合する者多きや。將外れたる者多きやを注目し。戰々兢々たるなるべし。而して筋紙には何が當りなりと云ふ事を證する爲め。催主は題の文字を彫りたる印を押す。終て當と外れとを合計し。催主の收入となる金と。當り札に渡すべき金とを差引精算して。其の運送人は先去り。次の運送人と勝負す。故に催主の得となることもあり損となる事もあるなり。而して外れ即ちパンのみなれば。運送人は手數料なきゆゑ。車代又は筋紙の印刷費として。百個又は百枚に付何程と金員を與ふる催主あり。

【花と解との關係】題を出す時には。必ず豫め何を振るべきやを確定し置き。太陽東天昇と題を出せば。其の勝負に至て。必ず日山の卷物を振るべき筈なれども。必しも然らず。如何となれば斯く定まりたらんには。智慧ある買人は常に勝利を得べく。斯くては催主の不利益なれば。催主は題と相違せる卷物を振りて勝負するとあり。之を裏と云ひ。又ニゲと云ふ。併し其は矢鱈に理由なき題を振るを得ず。必ず本題と縁故ある題に逃るなり。例へば同じ棚の內なれば。通じて振ることを得。即ち日山は四和尙の棚に屬すれば。四和尙中の他の題を振ることを得べし。又人體圖上に記す所に從ひ。左右。上下。三角形等に線を畫して。同線路にある題なれば。相通じて振ることを得。故に三十六は變化して七十二となり。百四十四さなり。何れの卷物の現るべきやは買人に於て豫測すべからず。併し催主に在ては。何故に此の花に對して。此の卷物を振りたるやとの質問に對して。辯解の付く丈の用意は無かるべからず。出題と卷物とは常に幾分か緣故あるを要するなり。但志高と安士とは題に緣故の有無に係はらす。何時にても振ることを得るものにして。一の例外なり。然れども此の例外物は二回續けて振ることを得ざるの定なりと云。右の如く。變幻出沒極りなきものなれば。買人は必しも題意に依らず。自分の買はんと欲する

チイハ

筋を買ひて當りを得るなり。

【沒了】催主は故に買人の人氣を參考し。題を振るに細心注意して。成るべく買人の買はざる場所の卷物を出すなり。然れども買人も亦其の裏を搔くを以て。案外にも催主が擇みて出せし卷物に符合する買株多きもあり。若し開卷の中途に於て。猶は開卷を引續けたらんには。當りの數非常の大多數を生ずべしと思惟する時は。催主は直ちに開卷を中止し。卷物中にある文字の何たる〻とを告げず。開きし丈の筋紙に記載ある株數を總て當りと見做し。其の代金を支拂ひて。未だ開かざる分の勝負を謝絕する慣あり。之を沒了（モーロー）と云ふ。此の場合には買人は初め出したる金の返附を受くるなり。

以上の外猶種々の入組みたる事あれども。其の興行は政府の禁ずる所なるを以て。知り難し。

チギバコ　千木箱。東京芝神明の祭りに。千木箱といふものを賣る。此事近世奇跡考に。江戸芝神明の祭禮。每年九月あり。曲物の小櫃絲土生姜を賣る。之を生姜市といへり。彼小櫃を土人ちぎびつと云。木を薄くへぎて飯櫃形に曲たるに。丹と綠青をもつて如此藤の花の繪あり。此ちぎびつの說。さま〲ありといへども。みな妄說也。按ずるに。風俗文選吾仲が飯鮓銘に云。飯鮓はいつれの時よりもてはやしけむ。此六條の名物にはいへりけり。今はおほやけの奉りものにかぞふれば。下さまの人は。日を限りても侍べし。まして卯の花の咲ころは。此ものゝけしきも淸からんに。藤の花の咲時に。それが節をあはせたらん。いかなる人の深き心か侍りけん。是にて二季草の名も。世の人はいふべし。器物は杉の香もてつけたる折に入れて。此花をかざしにも。又は文など付てやるべし。かくことく〱しきやうなれど。すべて上さまのもてあそびものなり。（下界）。かくハごとくあれば。彼ちぎびつはもと鮓をいるゝ器にて。藤の花を畫くは。かざしの意なる事あきらけし。生姜をうるも鮓にそへてくらふものなればなるべし。ちぎびつと云名は。もと社の千木の餘木にてつくりしゆゑに。しかはいひけるとぞ。再び按るに。飯鮓は京六條の人家にて製す。飯鮓に藤の花をそふる流例。黑川氏雍州府志卷之六。土產門にも見えしなどいへり。

チギヤウ　知行とは。支配するの義なり。封建の頃支配する地を知行と云ふ。諸侯は領地と云ひ。旗本及び陪臣は知行と云ふを得るも。領地と稱するを得ず。

臣下の地を領する事。荷田在滿の羽倉考に云く。【王臣家領來由】夫我國神武天皇日向國より大和國を平け給ひてより。大和以西は大畧歸伏せる歟。景行天皇東征せしめ給ひしより。大和以東も亦大畧臣伏せりと見えたり。然れどもいまだ天下一統に王土なると云には非ず。仍遠方に昔より地を傳領せる者少からず。すなはち國造縣主など云者是なり。是等が地は天皇より賜はりたるに非ざるが故に。假令は安閑天皇元年に。大河內直味張は良田を隱して天皇に獻らず。三島縣主飯粒は上御野。下御野。上桑原。下桑原など云地を獻りたり（竝據日本紀）。如此昔より地を領し來れる者。希には殘りて中古に及べる者も有んか量り難し。但皇室の富日に益し月に盛にして。皇極。孝德の比に至りて天下に遍きと見えて。天下の戶口田園の制を立られ。天下を郡縣にして其賦皆朝廷に入らすと云事なし（竝日本紀）。其王臣の食む所は皆位封職封位田職田にして。其人一世に限り。子に傳ふる事なし。令又天武天皇六年に百濟人率丹倭諸師音擣に封戶を賜へる（日本紀）。此類間々あり。是位職の封に非ざれば。蓋功封なり。然れども猶世々傳ふべきには非ず。功封は大功に依て賜へるさへも三世を限ればなり（祿令）。慶雲四年に不比等公に賜へる二千戶の中。一千戶は子孫に傳ふとあれども。永く傳ふとあらざれば。是も曾玄には及ばざる歟（續日本紀）。又不比等公薨して近江國を追封し。忠仁公。昭宣公を美濃公。越前公に追封せる類は。異邦の例に習ひて虛封なる事論するに及ばず。但田に至ては封に同じからず。大功に依て賜ふ所は世々絕ず（田令）。之を得る人は即今の家領の權輿とも云べし。然れとも之を得たる人至りて希なればこそ。天平寶字元年十二月に。其時にあるほどの功田を數へ立たるに。大織冠藤原內大臣乙巳年の功田一百町より外には。世々絕ざる大功田なし（續日本紀）。是より後に得る所の王臣ありて若干增益するとても。之を率土の濱に比すれは。實に九牛が一毛にだも足らず。天子の富四海を殘さゞる事知べし。是より王室衰へず。文華盛にして（續日本後紀。文德實錄。三代實錄等）。延喜に至りては每國の正稅公廨の定數まで見えて。六十六國二島一も遺脫するものなければ（延喜主稅寮式）。郡縣の制嚴然として弛まず。然るに中古以來いつとなく封建と成て。終には王室綫の如く。只連綿するのみ。其由て來る所を考へんとするに。朱雀院以後我國に正史なくして詳にし難しと雖。若干の書を閱して畧之を察知する左の如し。

【臣家領莊牧】九曆。天德元年十一月十六日。大原牧。貢二鷹一聯馬四匹一。又牧司淸原相公。貢二鞢二枚熊皮五枚一。按するに。令式の定の如くなれば。何戶田は何町と云を以。之を賜ふ。某所を賜ふと云ことなし。延喜より天德まで。何の年數もあらぬに。

其間何なる狀ありて賜ひ初めしにや。此文以後。臣家に或は牧或は莊を領する事見えたり。又此時以後には。大臣の家に諸國司より物を進る事多し。此條も牧司の進るのみならば。國司の進物の類とも見るべけれど。牧と牧司との貢ありて。凡貢の字なれば。是大原牧は師輔公の所領なると見えたり。臣家の所領の見えたる事。是より古き者はいまだ知らず。」左經記。寛仁四年八月二十五日參關白殿。今日巳刻出御東河。被立鹿島香取奉幣使(有裝束等云々)。又被分奉自御封。鹿島十戶。香取上戶(私云上戶は七戶の誤歟)。使修理進藤原能隆等(勸學院百戶。施藥院百戶。皆有送文。家令大少書史等加署。又被分戶之由。被牒二寮云々)。按するに。此關白は賴道公なり。自其封を分て鹿島香取勸學施藥等に施さるれば。是位職の封に非ずして。所領なる事知べし。二百餘戶を其中より分つ。其領する所少からざる事亦知べし。」小右記。治安三年七月十六日。高田牧。進年貢絹五十匹。米七十六石。牧司妙忠。別進宮一合。納沈香五十兩。衣香十兩。丁子三兩。唐綾二匹。櫛三十枚。髮搔十枚。蘇芳糯貝海藻等。」同記。萬壽二年八月七日。高田牧。進年貢絹五十匹。米七十石。牧司妙忠。進長絹五匹。綿小百兩。白米十石。青瑠璃瓶二口。茶碗壺三口實等。」同記。同三年八月七日。相模人爲永。去爲等。給高田牧駒下文。(爲永三匹。去爲二匹)。」是等の文を按するに。高田牧は實資公の所領なる事明なり。」同記。同四年二月二十七日。禪室坂門牧。關白領。千代莊等。雜人越來云。章鳴牧。推作田畠。致濫吹。呼爲職朝臣。示禪室坂門牧事。千代莊事。示保相。案するに。此禪室は道長公。關白は賴通公なり。坂門牧は道長公の所領。千代莊は賴通公の所領なる事明なり。其章鳴牧は實資公の所領歟。」同記。同年七月十一日。關白笠原牧。使殺害事。笠原牧も亦賴通公の所領歟。」久安五年。宇治左大臣賴長公女。多子入內之時。能登國稱御封庸米。奉米百斛於女御家政所。(據台記)。按するに。御封と稱する者。是賴長公の所領なるべし。其位封職封は久安以前より記錄にも其沙汰なし。且台記康治二年六月一日。余有乳母。名曰備後。早死。有姪名曰但馬。今夜與米五十石。每年可爲之也。是思乳母恩。不當百萬之一。余若富貴。必可亦厚報者也。今居三台之任。无一戶之封。是以不能報恩命哉とあり。然れども賴長公の富極めて所領なき人に非ず。猶左にも擧る所あり。所謂る无一戶之封とは。位職の封なきの謂歟。然れば能登國の內にも其所領あるなるべし。」台記。久安六年七月二十三日。召尾張成重仰曰。汝年老家貧。勤勞無懈。吾深憐之。欲令檢注尾張國日置莊。如何。此文を案するに。尾張國日置莊は賴長公の所領歟。但此時の尾張守親隆朝臣は賴長公の家司なり。而して賴長公の家に用度ある每に。專尾張國より之を進る事。台記所々に見えたり。若くは尾張國は全く賴長公の領せるも量り難し。然れども多分は是與に擧たる伊豫守賴光朝臣の道長公に於る類。受領の人よりの進物にして。殊に家司の任國たるに依く。尾張より專進るなるべし。但其中日置莊は賴長公の所領なるにや。いまだ詳ならざれども。一莊を自由にして其利を欲すれば取ことを得る事知べし。」同記。同年同月二十八日。參新造御堂。施入高田莊。高田莊は賴長公の所領なりと見えたり。」同記。同年十月十二日。禪閤。獻先年與攝政之家莊園於法皇。法皇辭之。禪閤强之。法皇遂受之。」按するに。此禪閤は忠實公にして。攝政は忠通公なり。臣家の所領を法皇に進り。剩之を强ゆ。王室の衰へたる事見つべし。同記。同年十一月晦日。季通朝臣來語曰。昔父宗通公臨終。處分所領田園於諸子。其處分帳。伊通卿書之。伊通信通兩卿加署。以肥後國三重屋莊。丹波國今林莊。讓故信通卿。」按するに。華族に非ざる諸卿も皆所領ありて子に傳ふ。此文を見るに。宗通公の所領此二莊のみには非ず。」仁平三年十一月。賴長公春日詣。饗屯食等。所充。和泉。河內。古河。垂水。吉田。保津。長河。鞆岡。福井。多田。弘井。椋橋。岡屋。五位。侍從池。猪隈。石垣。坂門。木津。守部。大與度。河上。榎並。上條。杭金。西院。八多。松山。新莊。今泉。菱河。羽戶。位階。櫻井。藤井。細川。榎並。下條。勝因保。山內。野口。大津。革島。長曾根。藏垣。穴太。楠葉。南條。同北條(據台記)。按するに。台記の所見。賴長公仁平元年八月の春日詣の時は。院宣を請て用度を諸國に課す。三年十一月の春日詣に至りては然らず。院御惱の間。諸國費多きに依て。舞人陪從人長の裝束の外諸國に充てずとあり。而して饗屯食を充る所如此くなれば。和泉河內并古河以下の諸牧莊等は。若くは。賴長公の所領歟。且元年の春日詣の諸國に充たる所には。山城。播磨以下三十七箇國皆國の名を擧げ。三年に至りては皆莊牧等の名を記されたれば。諸國に課せたるには非ざる歟。台記始中終に見ゆる所賴長公の富。此若干の莊牧等を領すまじきには非ず。」安倍賴時。領伊澤江刺等六郡。恃强淩陵不輸貢賦(據陸奥話記)。賴時は其陸奥に居り京師を去こと遠きが故に。勢を以領せる事知るべし。」淸原武貞。領陸奥膽澤加賀江刺稗枝志波岩手等六郡。長子眞衡相繼領焉。(據後三年軍記及東鑑文治五年の記)。是則賴時が領せる所。賴時が子貞任盡傳領す。貞任反して淸原武則に滅さる。武則之を得て子武貞に傳ふ。」藤原淸衡領膽澤加賀江刺稗枝志波岩手六郡之地(據東鑑文治五年の記)。是則眞衡が領せる所。淸衡眞衡と數戰ふの間盜之を得たり。賴時が所領終に

チキヤ

清衡に入。是父子相傳へ。攻伐相奪ふ。朝廷の給賜に非ざる者なり。」藤原基衡。奕世豪族。吏民奔附。勢過ニ國衙一。宗像師尚爲ニ陸奥守一。括ニ公田一。基衡隱ニ信夫郡一。閲ニ數守ニ不レ納。官吏使者。齎ニ宣旨一行。基衡與ニ本郡地頭大莊司季春一。謀拒レ之。(據古事談)。基衡は清衡が子にして秀衡が父なり。亦陸奥國に於て恣に領する所あり。大莊司季春信夫郡地頭と云者亦自領せる者歟。共に官吏を拒ぐを以て察すべし。」六條修理大夫顯季卿。與ニ新羅三郎義光一。爭ニ所領一時。或公卿判して云く。顯季は此所を失ふても猶許多の所領あり。義光一所懸命の地なりと。按するに。顯季卿公卿たりといへども。華族に非ず。然るに數多の所領あり。義光微小の人にして猶所領あり。又盛衰記に據るに。妹尾兼康。備中人也。食ニ州之妹尾莊一。平清盛公。仁安二年。勅賜ニ播磨印南野。肥前梓島郡。肥後御代南鄕土比鄕等一。爲ニ大功田一。傳ニ之子孫一。世々無レ絶。平重盛公。采地。奥州氣仙郡。貢ニ黃金一千三百兩於重盛公一。基實公妻盛子。淨海女也。基實公薨時。其子基通尙幼。攝籙莊園。基房公。當ニ盡得ヒ之。參議藤原邦綱卿與ニ淨海一善。謂曰。殿下莊園必不レ可ニ擧屬之于今攝政一也。在昔唯法性寺殿併而領レ之。其餘皆有レ所ニ分割一也。况故攝政殿子。雖レ非ニ政所之出一。而義爲ニ母子一。割而領レ之。何不可之有。淨海大喜。於レ是基實公莊園第宅古器文書。多屬ニ基通母子一。基房公雖レ爲ニ攝政一所領纔與福寺法成寺平等院勸學院鹿田方上等。數所而已(據愚管抄)。是等より後に見ゆる者は之を畧す。以前の所見を以て之を考ふるに。朱雀。村上の朝の比より。臣家に莊若くは牧を賜ふ事初まり。又王威衰へて遠方に押領の人ありと見えたり。纔に其端を開く時は。漸に其末大なるべし。但國を領せるの由は。奥に擧たる法性寺攝政忠通公より以前いまだ明文を見ず。然れども東三條攝政兼家公。御堂關白道長公等の富榮。今の諸侯にも劣れりとは見えず。是を如何にと考ふるに。華山一條の比より以後。諸國の收納令式の定とは大に異なる所ある歟。彼令式の如きは。諸國の田租正稅等全く官物と成て。臨時に造作巨費の事ありても。更に諸國に課せずして。官の用度を用ゆると見えたり。然るに左經小右以下の記錄に見えたるは。然らずして。造營修理等の用度は。臨時に國を撰みて其國司に課す。朝廷の事はさも有ん歟。攝家の造作春日詣婚姻元服の類も。亦之を諸國に課す。且諸國受領の人往々に物を公卿に進る事亦常にあり。然れば國を領せずと雖。莫大の巨費も能辨すべし。其所見左の如し。

【受領之人進ニ物於公卿及攝家一。用度充ニ諸國一】小右記。寬仁二年六月二十日。土御門殿寢殿以ニ一間一。配ニ諸國受領一令レ營。云々。未レ聞之事也。造作過差萬ニ倍往跡一。又伊豫守賴光。家中雜具皆悉獻レ之。云々。當時太閤德如ニ帝王一。世之興亡只在ニ我心一。與ニ吳王一其志相同。賴光所レ獻雜物色目。人々寫書。宛如ニ除書一。被ニ日寫書注附一而已。獻ニ萬石數千疋一了者多有ニ其輩一。未レ聞ニ如レ此事一。因三希有所ニ注附一也。」按するに。此大閤は道長公なり。土御門殿は道長公の第なるべし。未聞之事とは諸國に課する未聞と云には非ず。纔一間づゝを以て諸受領に課する。其驕奢未聞の事となり。伊豫守賴光朝臣受領たるを以て物を進る。其進る事日々絶ず。外にも米萬石絹數千疋を獻したる翟多き由。是皆受領の人なるべし。如此くならば其富いふ可らず。未聞希有と云る者宜也。」同記。同年十二月三日。備後守能道來云。七月二十九日夜入京。彼夜參ニ大殿一。裝束不レ合。兩三日蟄蟄。者陳ニ國水旱損事一。今年公事不レ可ニ敢濟一。大殿(道長)。邊例進外不レ可レ致ニ他勤一。者備前守景齊云。米五百石獻ニ大殿一。三百石獻ニ攝政(賴通)。公事無レ術。國之巽損萬ニ倍他國一。又山階寺御塔材木三千餘物可ニ採進一。者彌迷ニ手足一者。」同記。長元元年。十一月三日。資賴(私云美作守なり)。進ニ絹九十疋綿卅屯絲十絇紅花廿斤一。」同記。同二年八月二日。任ニ大隅守一頁季朝臣。色革六十枚。小手草六枚。赤木二切。檳榔三百把。夜久貝五十口。」同記。同年正月一日。參河守保相。進ニ絲十絇一。十四日加賀守俊平。進ニ綿廿帖一。」同記。同年七月六日。大和守賴親。進ニ絲十絇紅花廿斤一。十三日。甲斐守賴信。進ニ絹廿疋。細手作四段六丈一。」是賴光朝臣等の道長公に進る類にて。美作。大隅。參河。加賀。大和。甲斐等皆實資公の所領なるには非ず。故に進とのみ云て貢と云ず。小右記の所見此類の文甚多し。」萬壽四年。道長公。創ニ法成寺於京極一。欲レ擬ニ之興福寺一。土功未レ及レ就。道長公罹レ病。賴通公欲レ亟ニ其事一。乃令ニ諸國一。借如綏ニ於公事一。務勿レ怠ニ此役一。於レ是公卿以下。日發ニ數百役徒一。遐邇奔湊。不レ日而成(據小右記。扶桑畧記。日本紀畧。大鏡榮華物語等)。台記。久安六年十二月四日。去十月十三日。攝政欲レ加ニ息童元服一。自ニ八月一企ニ此事一。饗祿充ニ諸國一。而依ニ長者事一停止。世人咲レ之。同別記。仁平元年六月二十日。顯遠送レ書傳ニ法皇仰一。其狀如レ此。御春日詣八月可レ候之由令ニ奏聞一候。所饗祿事且任ニ先例一。可レ被レ充ニ諸國一之由。御氣色所候也。」是皆臣家臨時の用度も諸國に課する者なり。但萬壽の賴通公。仁平の賴長公は皆長者なり。久安六年は忠通公の長者を去れる年也。其長者たるに依て諸國に課せんとし。長者を去たるに依て課する事を得ざると見ゆ。然れば此事藤氏長者に限る事と聞えたり今俗富有の者を謂て長者と爲る者蓋此に由る歟。」以前の所見を以て之を考ふるに。攝家及高家の人には。常に諸國の受領より物を進り。臨時の巨費をも諸國に充ると見えたり。然れば諸國の收穫。令式

の定の如く悉に官庫には入ざる歟。又臣家は國を領せずしても其富有察すべし。且臣家領國の事も忠通公以下所見あり。左の如し。

【臣家領國及封賞。任二人臣意一】久安元年。勅二忠通公一賜二石見一。忠通公辭欲レ得二大和一。私遣レ人檢二注國內一。興福寺僧徒大起拒レ之。故更賜二石見一。忠通公猶知二備前伊豫一。至レ此惣二領三國一。頼長公非レ之曰。攝政於二一朝一。食二租於三國一。雖二榮盛備一レ門。如二貪汙一何(據台記)。此後父忠實公。奪二忠通公宅地莊園一。惟有二備前采邑一(據台記愚管抄等)。臣家領國の見えたる事。是より古き物はいまだ知ず。但舊知備前伊豫とあれば。此二國を領せるは從來の事なるべし。然れども租を三國に食むとて。頼長公の非られしを見れば。攝家とても三國を領せる人は是れまでに有らざる事知べし。」平治元年十月。藤原信頼。以二源義朝一爲二從四位下一。與二之播磨一。仍任レ守。(據平治物語)。是信頼が私に與ふる所。且尋て清盛公に滅さる。播磨を得るの問なし。然れども傍例あるを以與へたるなる可れば。亦領國の例と爲べし。」治承四年十二月。平清盛公。獻二美濃讃岐於法皇一(據玉海)。所領の中を分ちて二國を獻す。其所領の多き事知べし。」平清盛公。凡其一門。公卿十六人。殿上人三十餘人。諸國受領衞府諸司六十餘人。守領郡國過二天下半一。富埒二王室一(據盛衰記平家物語等)。平重盛公。日暗愚如二重盛一。以二資蔭一叨居二顯要一。加旃。郡國半爲二一門所領一。是非二希世之恩寵一乎。(據盛衰記。平家物語等)。養和元年正月。平宗盛公畿內及伊賀伊勢近江丹波等總管(據百錬抄。盛衰記等)。臣家の所領是より以前に如此き者なし。王室の衰へたる事知べし。妹尾兼康誘二成澄一曰。我前所レ食妹尾莊。土壤膏沃。盍二試以レ功請一レ之。成澄請二義仲一而得レ之(據盛衰記。平家物語等)。按するに初義仲兼康を擒にす。故に其所領を義仲に得たると見えて。私意を以成澄に與ふ。此時に至りては攻得たる所は皆併領すると見えたり。平宗盛公子副將。宗盛公甚鍾二愛之一。常謂清宗爲二嫡嗣一。宜下爲二大將軍一知中東國事上。此兒爲二副將軍一知中西國事上。故呼曰二副將一(據盛衰記。平家物語等)。按するに。此時に至りては平氏天下を圖る事如此し。此事に限らず。清盛公の事跡を見るに。天下意の如くなると見えたり。」後白河法皇。使三人謂二兼實公一曰。前攝政歷表二忠節一。思レ之不レ已。解職之後。削二奪家領一。誠可レ愍也。再三命二關東一不二復還卑一(據玉海)。按するに。此前攝政は基通公なり。關東は頼朝卿を指。此時に至りては。封賞に限らず。凡閫外の事悉頼朝卿の意に任せられて。天子手を措くところ無き事。東鑑に見えたる所枚擧す可らず。以前の所見を以之を考ふるに。封戸一度變して莊園となること。師輔公より之を見る。莊園漸大にして國郡となるとも。忠通公より是を見る。國郡許多にして天下の半となること。清盛公より是を見る。終に一統して武將に歸すと。頼朝卿より是を見る。是皆漸に變して如此くに至る。一朝一夕に轉化せる者に非ず。とあり。猶莊園及田制の內位田、功田。職田等の項を見るべし。」鎌倉の時。領地は貫を以て唱へたり(クワムダカを見よ)。當時遠國の土豪は私に土地を領し。兵を蓄へたり。是等にして源氏に敵對せさる者は本領を安堵し。之に抗する者は他をして征せしめて。其の沒收せる地を軍功ある者に給し。以て世襲とせり。足利氏の時亦之に同じく。永何貫文と云へる稱起りたり(エイダカ參看)。當時天下大に亂れ。諸侯土豪互に相戰ひ。領地を奪ひ合ふこと止まず。此の頃より石高の稱(參看)始れり。鈴錄に云く。一大名の身上を幾十萬石と云ひ。平士の身上を幾千石幾百石と云事。古法に非す。大形信長。秀吉の時より起ると見へたり。古の領地のかき物を見るに。何郡何の郷何村にて幾十町幾百町などゝありて。石高はなし。武士の知行を幾十貫幾百貫と云も。當時も百姓の詞に殘りてあり。田一坪に苗一把種る事にて。百坪には百把うゆ。是を百目と云ふ。千坪に千把うゆ。是を一貫目と云ふ。(永樂錢一貫は當時の十石に當る)此積にて。大抵十貫は百石。百貫は千石に當れとも。上下田によりて一定せず。是古法なり。扨俸祿を石高にて定めたる事は。其起り浪人衆より出たり。浪人衆と云は。本領を離れて他國に仕る者を云ふ。當時無祿人をいふ類には非す。甲州の浪人衆名和無理之助が類是なり。昔は本領案堵を士の本意とする習はしなるゆゑ。其國を切取り。手に入れて後に本領案堵さすべきと云ことにて。當分廩米を與ふ。是よりして士の祿に石高を以て定むること起り。信長秀吉の時分に至ては。日本國中の士皆本領をはなれて諸家へ散亂したるゆゑ。一面に石高になりたるなり。當時も古き家には。新參者には廩米を與へ。家の譜第になりて知行所を與ることのあるも此遺風なり。凡又四物成。三つ五分物成などと云ことは。元來百石と云はもみ百石なり。米にして四十石あるあり。三十五石あるもあるより。四斗俵。三斗五升俵などゝ云こと出來せり。古は皆もみ納なり。武家に兵粮を貯置くは。皆もみにて貯置くこと古法なり。故に東照宮の御筆の物を。御旗本の家に所持したるに。誰々にもみ幾俵幾俵とかき給へるが多きなり。かくの如くなる子細なれども。今當時の風俗に合せて。右には石高のことを云へり。古より石高と云ことありとは思ふべからず。古は武家皆知行所に居住して在々に遍滿し。皆々土にはへ付たる草木の如くなり。故に楠など其外の家々。度々城を落され沒落しても。子孫其所にからまり居て。幾代も不レ絕。ひたものに旗を擧

チキヤ

て家を取與せしこと。是武家士に付たる威德なり。しかるを信長秀吉日本一統し玉へる時。甚是に難儀す。是により敵國を攻從へ。其將降參すれば。所替國替と云ことをさせて。地をはなるゝ樣にしたり。是よりして。士を知行所に置時は。所替の節不便利なるゆゑ。皆城下に士屋敷を立てゝ集置くことになりたり。士を城下に集置き見れば。昔在々の知行所に置ける時とは替りて。立廻もよく。行儀もよくなり。又城下に大勢居て。是を召使ふに自由なるゆへ。大將も是を悅び。士の召仕家來も城下なれて。利口になるゆへ。士も是を悅びて便利なることに思ひ。始めは遠國には知行所に居る士も多かりけれども。次第に城下に居住して。今は大形日本一統になりたりとあり。

【越石】徃時藩治の頃は。公私所領の分界あれば。百姓も某領知の百姓といふ區別ありて。各領主へ年貢をさし出せり。其中に越石百姓といふあり。 田園類說云。 或覺書云。出作田地を。心得違にて。越石と唱候事。相違成儀にて候。越石と申候。知行割之時割合候節。 高拾石內之割合不足有之。 隣村之內を足高に渡候を越石と申候。

【越石】は田畑を割合渡候儀不罷成。勿論百姓を分渡候事も不成候て。足高分之年貢計を年々渡候儀にて。越石へは。總て諸役等人足役も不掛法にて候。 右越石高は其本村之內を越石分程除置。夫程之年貢を年々相渡候事に候。又云。【出作】と申は。何方にても田地を調候か。質流等に取居なから。外村に田畑を作候百姓を出作百姓と申候。此田地を出作地と申候。村々遠近に無構。何方にても居村之外に田地を持。通ひ作に致候を出作と申候。 出作とは此方よりあの方へ出て作ると申儀にて候。

【入作】はあの方より地方へ入る作を申儀にて候。出作百姓之地を持添共申候。右出作百姓へも年々之年貢割付竝諸役割掛帳を本村百姓同事に爲見候法に候。 惡敷致候得者。出作百姓候者。右帳面を爲見可申。本村竝より多掛候儀も間々有之事故。如此此法を立置候。」勸農固本錄云。或は下村之芝地を上村之百姓新開仕時。兩村共同地頭故。役人心得違にて。上村之高に結候を。下村より越石高と云所もあり。按に。本文之外に。【抱田地。抱屋敷】之名目有。其百姓にあらすして外より所持するを云。扨知行渡り分け郷之事に。覺書に云。世間の分郷を見るに。 割之仕樣は通例之通法を出し。壹人前之持分反別小物成迄法を掛。村中を引分候故。御料共私領共。片付て引分たる百姓壹人もなく。皆平均之割に成る也。如此分置ては。 自然欠所之百姓抔有之時は引分る樣なし。割法を家數へも掛。家數極候上。可成丈は片付引分て後。反別永別永引難レ分分。漸貳三人にて越石百姓相極置。誰々は御料所より私領へ越石。誰々は私領所より御料所へ越石百姓と。各寄帳へ可極と有。知行渡分鄕之節之爲心得にも成へき事也。」 また地方落穗集に。越石と云は持添田地を云。 所謂出作に同じ。假令へば料所の百姓にて。私領方へも少々田地持たるを越石と云。 私領の百姓料所に持添田地有は。 料所へ越石なり。又私領より料所への出作は。料所にては入作也。 料所より私領へ出作は私領にては入作なり。 又田畑は何程多分私領の方に有りても。住居屋敷料所の方にあれば。料所百姓にて。私領へは越石也。又屋敷家作を分るには。地境の上に有るとも。竈有方の百姓なり。 假令ば家作七分は私領の方に有て。料所へは三分ならではかゝらず共。三分の方に竈あれば。料所の百姓とす。私領の方に有るも右の心得なり。 夫炊殿は今日全家の一命を繫ぐ所なればなり。」以上田園類說いふ所にては。 越石出作二名一物には非さるよし也。 落穗集の說は越石出作は同しものといへる考なり。普通越石といへば。落穗集の云ふ所の如くおもへる人多し。 されと類說の方正しきにや。孰れか是なるを知らず。【草高】クの部に出す。猶込米（コミマイ）込高等の條下を參看すべし

享保十一年八月知行割之儀覺書に云。 一。得替知行割之儀。城附直渡之節は拜領高外之新田改出は。其儘高外致し相渡候事。但。上け知に成。壹ヶ年も御料所に而御處務有之候以後。知行渡に成候節は。右高外之新田改等之分も。 拜領高に結相渡候。一。知行所御川地に上り。代知被下候節は。上け知物成之通。物成詰を以相渡候。 且又川涌潰地等に而、少分之代知は。免合無據相渡候。然共格別取箇劣り候得は。物成詰にも仕候事。但。壹萬石以上之上知に而。小物成高外に渡候分は。小物成之高下には相構不申候得共。成程は大概にも割合申候事。一。得替之知行割物成は。厘附出來次第に相渡候事。但。格別物成劣り候節は。伺之上割合仕候事。 一。新規御加增共に分限高壹萬石以上之面々へは。 小物成は高外に致し相渡。 分限高壹萬石以下之分は。小物成高に結相渡候事。 但。小物成高に結候事。永壹貫文を高五石之積り。取へは。壹石貳斗五升にして。入銀は壹匁を高壹斗に詰。取へは五升にして入。 一。分限高壹萬石以下之知行渡之節。高に結候小物成は。其土地より生し。 年之增減無之品品は高に詰。年季請負等に而差出候運上之類。其外年々增減有之品は。高へは除。取へ計入候事。但見取場取米永は高に不結。取へ計入。 且又高掛り夫米差米出目米等之類は。高取共に相除候事。一。物成詰込高之儀。古來は新規御加增共に。 最寄第一に相渡に付。五割位迄にも相渡し候得共。近年は最寄少々飛散り候而も。 可成程は高減候樣に割合候事。一。林之儀。雜木小木等有之の林は。高百石に付大概五反步程

迄は相渡候。尤割合出來方により。林無之候而も相渡候。但。御用木に成候程之立木有之林は。相渡不申候事。一 江戸拾里內之村方は。寛文十二子年より知行割には不仕候。且又漁獵場其外諸運上小成物格別多き村方は相渡し不申候事。但。得替知行割之節。城付直渡に不致。割直渡候時は。右の村々は。相除候得共。城付近所に而。難相除候歟。或は先領主と同高に而。增知殘知等無之時は。其儘相渡事。一。知行割之節。關東米方永方割合之儀。大概高百石に米拾六七石より貳拾石位迄に割合。相殘し分は永方相渡候事。一。關東永方米に直し候儀。古來より永壹貫文は米貳石五斗替之積り仕候處。元祿三午年より。永壹貫文は米壹石貳斗五升替之積り相改候。然處享保十寅年より。永壹貫文は。米壹石替に可致旨被仰渡候。(朱書)。此儀只今は永壹貫文は米壹石貳斗五升替之積りに罷成候。右拾ヶ條は。前々より書面之通割合來候事。一。知行割之儀。新規竝御加增共に。只今迄舊知最寄を第一に仕。宜敷村のみを割合候。左候而は。御料所に惡敷村計殘候儀。如何に候間。向後は見計。左之通割合可仕候事。一。新規竝御加增割合之儀。水損有之村方竝在方御普請有之村方も。向後は五ヶ年拾ヶ年之樣子見合。其者之分限高に應し相渡。村柄不宜をも取合。割合候樣に可仕候事 一。新規竝御加增得替共に割合候儀。永方は壹貫文に付米壹石貳斗五升替に而。米に直し候處。享保七寅年より。永壹貫文壹石替に罷成候に付。知行割之節免合下り候間 向後前方之通永壹貫文に壹石貳斗五升替に而。免積り可仕候事。(朱書)。右は享保二十卯年より 書面之通相極候事。一。伊豆國加茂郡宮內村は。渡邊五郎作。(當時渡邊才次郎)代々支配仕來候間。外え渡不申候樣に可相心得旨。寶永五子年十一月稻垣對馬守被申渡候事(以上引書。御勝手方御定書)。
德川氏の將軍職を朝廷に復し奉るや。諸侯以下領地知行を奉還し。祿を以て之に代ふ。琉球の我が專屬國となるや。舊に依て藩王は全國を領したるも。藩を廢して沖繩縣を置くに及んで。亦諸侯の如く祿を賜ひ。公債證書を以て之を給せられたり。猶ホウロクの部參看すべし。

チギヤウ 地形。又地突と云ふ。嬉遊笑覽に云ふ。地をならし突堅むるを土突といふ。今どうづきといふは誤なり。又地突ともいふ。其土砂を運ぶを砂もちとて。大寺の造營には。信者ども助力するに。さま〴〵興ある事を催す。これを見物に出る者多し。これ京難波の習ひなり。いつの程よりともしらされども。今宮祇園等の祭祀の儀などに等しきさまもあるをおもへば。元文の頃より。興ある事をばし出たるにや。江戸にも寶曆四年三崎幡隨院建立に。土持千本突ありて參詣群集せしとぞ。(註。寶曆四年五六月頃。幡隨意院了碩和尚。谷中三崎に普賢山法住寺開創この地は溝口侯寄附なり。江戸中の男女地形の土砂を運び。日ならずして成就す。世俗新幡隨院と云ふ)。江戸技折「あら金の土持玉ふ御信心」。此時のをなるべし。むかし江戸にては。地突に用る砂利は。淺草の產を用ゆ。元祿中。上野中堂の地突を。諸人の議らひに極めて突堅まりしといふ事しれがたき時。川村隨見に問はる。答曰。突堅むるに。いか程も突に任せて沈むもの故。是限りと申御請はなり申間敷候。しかし爰に一つ了簡御座候。あの十四五間にも及候末口大丸材木の矢倉胴突にかけ。大豆砂利を突込候はんに。地形の內いづくにても。ひし〳〵と碎けて地中へ入らぬ迄突堅め候を。限りと被遊可然候といへりとなり。數多の人々の思慮に不及を。とみにかく答へしは流石にこの人なりけり。事跡合考に見ゆ。延寶中洛陽集に石竹を「箒搗や日傭か庭の石の竹。如風」といふ發句あり云々。キヤリ參看すべし。

チクゴ 筑後は。西海道に屬し。御原。生葉(日本紀用二的字一)。竹野。山本。御井。上妻。下妻。三潴(日本紀爲二水沼一)山門。三毛(日本紀爲二御木一)の十郡あり。此國九州中の小國にして。肥前肥後の間に夾まり。西方內海に臨めり。高良山は國の中央に峙ち。東方豐後に接す。また屛風山の稱あり。南部には高井。熊渡。文字山等あり。豐後肥後の境に亘る。川流の大なるものは筑後川といふ。所謂筑紫二郎是なり。此外矢部。瀨高。鹽塚。沖端等の諸川あり。久留米は繁華の一都會なり。毛利治部大輔秀包これに居る。慶長五年田中兵部大輔吉政。同忠政之を治す。元和六年より有馬氏代々の治所たり。柳川もおなしく一の都會にして。天正十五年に立花左近將監宗茂これに治す。慶長五年田中吉政の治所たり。元和六年再び宗茂此地を賜ひ。以後代々立花これに居れり。明治元年久留米。柳川の二藩あり。二年立花種恭陸奧の下手渡より移りて三池藩知事となる。四年廢藩置縣。尋で三縣を廢して三潴縣を置く。九年八月三潴縣を廢し。其の管下筑後國を福岡縣に屬す。明治二十九年三月。福岡縣筑後國竹野郡を廢し。其區域の一部(姬治村。大石村。山春村椿子村。浮羽村。千年村。福富村。江南村。吉井村)を以て浮羽郡を置く。同國上妻郡及下妻郡を廢し。其區域を生葉郡に屬せし區域の一部(星野村)とを以て八女郡を置く。同國御井郡。御原郡及山本郡を廢し。其區域を以て三井郡を置く(法律第二十四號)。物產の重なるものは。石炭。埋木。紅花。藍。茶。紙。油。蠟等なり。

チクジヤウガク 築城學。(シロを見よ)

チクゼム 筑前は。西海道に隷す。怡土。志摩。早良。那珂。席田。糟屋。宗像。

遠賀。鞍手。嘉麻。穂波。夜須。下座。上座。御笠の十五郡あり。御笠郡は古太宰府を置れし地にして。今なほ一都會をなせり。冷水嶺は西方に聳え。御笠山(また寶満山)は。國の中央に屹立し。岩屋山。天拜山等左右に峙てり。那珂川。多田羅川は國中の巨川なり。博多は有名の港灣にして。福岡市繁盛の都會たり。慶長五年以降黑田氏代々これに居る。明治元年。福岡。秋月の二藩あり。秋月は黑田甲斐守長德の封なり。四年廢藩置縣。尋て福岡縣に併す。明治二十九年三月法律第二十四號にて福岡縣下筑前國嘉麻郡及穂波郡を廢して。其區域を以て嘉穂郡を置く。同國上座郡。下座郡及夜須郡を廢し。其區域を以て朝倉郡を置く。同國御笠郡。那珂郡及席田郡を廢し。其區域を以て筑紫郡を置く。同國怡土郡及志摩郡を廢し。其區域を以て。絲島郡を置く。物産は石炭。[illegible]。茶。葛粉。煉酒。陶器。木綿及博多織等なり。

チグチ 地口は。古へは口合と云ふ。語の上にての滑稽なり。又一種秀句と云ふあり。嬉遊笑覽に云く。醒睡笑に。秀句の外にかすりといふあり。されども秀句とかすりのけぢめはなし。古へに秀句後にかすりともいひしをとみゆ。秀句とある内にいとよきは。いがき見めよし。ま一度こいかご見う。又かすりとある内にところほる野老といひかくれば。いや山のいも(薯蕷)。また津の國多田の在所のものとほるを。關守とがむれば。たゞの夫と答ふ。さらば八島の軍をかたれといへば。それはつぎの夫にとはれよといへるなどは。今專らおとし咄にすることなり。正保四年板悔草に。ある人燒木にせんと大なる木を買けるに。隣の人斧をもち來て割とるを見て咎めければ。彼ものこたへて「わがよきに人のわる木があらばこそ。人の割木はわがわる木なり」といひけり。歌のとりなしはおかしけれども。むさくさなり云々。此外おかしきも猶多かり。これらの類を口合といふ。口合は麁き名にて。【地口】もまた口合なり。口合はともなし。地口とはいかなる故にか。おもふに地は下地の地にて。上に一重ある意にていふなるべし。我衣に。享保八年の頃。【地口附】はやる云々のとは前に引たり。山崎久卿云。地口とは當地の口合といふべきを略したるにて。この地に作れる草子を地本といひ。きせるを地張。其他地さけ。地廻りの地の如く。只この江戸にかぎれるの義なり。もと神事に。【地口行灯】と云ものをともすとは。他郷にはさらにあるをなし。今はありもすべし。それは江戸のふりのうつりたるなり。行灯にかけるを繪地口といへり。玆にてとけるもの多し。又語路といふあり。これも地口の變體なり。おもふに語路とは。背相するめのつけ燒。丁子茶きつれの子ぢやものなどの類なり。」其かみ語路舊句興行の事ありしに。語路たまごといひしが。其時の秀逸にてありしとなむ。【もじり】とは。言の二つに聞ゆる處あればなり。然らば鋑の義にて。もじりなるべし。段々付の趣きは文字鎖にも似つかはし。ちくちはもぢりといへるがもとにて。即もぢぐちなり。當所の口合といへるはわろし。雅俗は異なれども是おなじ。」とあり。

チグワイハフケム 治外法權に二種あり。甲國民の乙國に在る間。乙國人と交渉の民刑事問題ある節。兩國民は各々自國の法律に從ふもの」。甲のみ甲國の法律に從ひて。乙國民は即ち甲國の領事廳に訴へ。甲國の法律に依て裁判せらるゝもの一。即ち是なり。兩國民各々自國の法律に從ひ。民事は即ち被告の屬する國の法律に從ふものは。公平なりと雖も。一方のみ他の法律に服從するの義務を負ふの條約にては。頗る不公平なる契約と云ふべし。我か國若し淸人及び西洋人と條約するに。相互治外法權にして。米國公使ハルリスと取結びし條約までは即是なり。ハルリス去て後。文久中に結びし條約は。我か國民の日本在留西洋人に對する公訴私訴は。彼の領事裁判所に訴て。彼の法に據て處斷せらるべく。彼國に在留する我か國民は。彼の法律に依て處斷せらるゝの片務的治外法權なり。唯支那人。朝鮮人に對してのみ。兩務的治外法權を行ひつゝあり。德川氏の初。耶蘇教師などを刑に處せしは異例にして。準據するに足らざれども。元和二年八月二十日。異船着岸の制法を仰出されたる內に云く。自二伊祇利須一至二日本國一渡海之商船。於二平戶一可二賣買一。不レ許二他所一(中略)。船中之商賣於レ有二罪科一者。任二其國法一。可レ隨二主意一事とあり。德川氏の頃。日本在留の和蘭人。支那人を處分するにも。罪ある者は捕へて之を在留の支那商人頭又は和蘭甲比丹に引渡し。便船を待て本國へ返送せしめたり。其間禁錮を依賴さるゝ時は。奉行所の獄に繫き置きしとなり。安政以後日本に在留する公使領事は皆治外法權を有して。其廳に國旗を揭げ居たりしが。明治二十五六年の頃より。吉凶の時の外は之を揭ぐること無し。條約改正以前。我か政府にて。外國人の犯罪者及び邦人の外國人の邸宅內にて國法を犯す者ある時。其の處分に苦みしこと甚た大なり。警視廳は明治八年八月二十八日。警察上內外人民交涉の事は。警視廳より直ちに外國領事に照會することゝす。同廳より內外人民交涉の事件に關し。外國領事に照會すへきことあれば。從來東京府を經由し。其冗勞少なからす。且犯罪人逮捕等の際緩急機を失するを以て。今後本廳より直ちに照會するの旨を。豫め各國領事に通牒あらんことを內務省に稟候す。因て外務省より此旨を各國公使に通知し。且東京府をして之を知會せしむ。九年二月二十四日。同廳は

外第二十三號を以て外國人取扱心得を創定す。略に曰く。其一。凡そ外國人を措置するは最も愼重なるを要す。若し錯誤あるときは。彼我の交際を破るを以て常に玆に注意し。尙司法警察規則犯罪人逮捕心得に照依すへし。其二。總て外國人の犯罪者を逮捕拘引するは。其國籍人名居留所並に犯罪の景狀等を詳具して。警部に申告し。警部よりは速に本廳に具狀すへし。其三。拘引の際其逃逸せんとするを除くの外。手を下すことなく。該犯を先だて。其後に就て護送すへし。其四。犯罪其他爭論等は務めて證憑を得。且同僚に非る證人を得るを要す。其車馬を以て奔逃する者は。馬丁等を押し。證跡を失はさるへし。其五。外國人拘引を肯んせす。亂暴を極むるも。毆擊し或は捕縛するを得す。但已むを得さるときは手鎖を施すを得。其六。殺傷。剽盜。放火。强姦等の現行罪を認め。其猶豫し難きときは。直ちに犯人を拘引す。其他の時に在ては。領事の捕拿票を得て探索逮捕す。其七。犯人若し外國館内に匿入するときは。其守門者の許諾を得て捕押すへし。守門者若し之を肯んせさる時は。其周圍を守りて走路を塞き。官吏の指揮を受くへし。其八。外國人犯罪の風聞或は犯罪の證跡あるときは。警部に申報し。本廳の指揮を請ふ可し。其九。外國人雇用の内國人犯罪を犯し。外國館内に在るときは。速に本廳に具狀す。館外に在ては直ちに之を逮捕す。何等の時と雖とも。外國館内に入るは必す館主若くは把門者の許諾を得るの後と爲す。其十。甲の外國人。乙の外國人を以て犯罪と爲し。其捕押を依賴するときは。領事の照會を俟て之を逮捕す。若し罪跡明白にして猶豫す可らさる者は。直ちに之を逮捕すと雖とも。罪犯と共に甲を拘引すへし。其十一。外國人を以て罪犯と爲し。其押捕を依賴するときは其名刺を徵し。被告を捕へて拘引す。其十二。内國人より外國人に對し。損害要償の訴を提出するときは。本廳に具狀す。其十三。外國人車馬の賃錢或は物價等を内國人に交付せす。或は過失を以て損失を被らしむる等は。事主を會し。懇に告諭すへし。然とも其逃逸せしときは。第四項。第七項に照依處分す。其十四。外國人違警罪を犯し。妨害をなし。或は銃獵する等のことありと雖とも。之を認めて犯罪となすことを得す。其十五。車馬を馳驅して内國人を傷つけ。或は物品を破毀する等は。本人を留め。被害人の示談を望む者は之に任せ。其異議ある者は本廳の指揮を請ふへし。其十六。公園及官地内等に揭示ある禁條を犯し。或は車馬の通行を禁止せる道路橋梁を犯すは。穩に之を制止し。名刺を徵して本廳に具狀す。其十七。館内及ひ人家稠密の地に火技を弄する等は。穩に之を制止し。名刺を徵して本廳に具狀す。其十八。人力車に乘り夜中點燈せすして通行するときは。懇に說諭して點燈せしむ。若し外國人之を承諾せされは。車夫をして提燈を求め之に點燈せしむ。其十九。外國人尙承諾せすして暴行するときは。車夫を併せて之を拘引し。本廳に具狀す。其二十。外國人其所有の車を以て通行を禁止せる道路橋梁を犯すときは。車夫に說諭し。其氏名を糺して還戾せしむ。外國人若し暴行するときは。第十項に照依す。其二十一。外國人一時雇役の車に乘り。夜中無燈にして通行するときは。點燈せしめ。車夫の氏名を糺し。他日召喚して之を處分す。若し提燈を有せさるときは。外國人をして下車せしめ。車夫を拘引す。外國人若し之を肯んせされは。車夫をして車を留め。提燈を求め之に點燈せしむ。其二十二。其外國公使及ひ公使官屬員に係るときは。車夫に懇諭して點燈せしむ。若し承諾せさるときは。車夫の氏名を問ひ。之を本廳に具申す。其二十三。車馬通行の犯禁も亦同し。其二十四。淸國人の違警罪は内國人と同しく處分す。其二十五。外國人の銃獵せんとする者を見るときは。追跡し。其發砲せんとするに臨み穩に之を制止す。其二十六。若し銃獵する者は穩に之を制止し。其名刺を徵し。本廳に具狀す。其二十七。制止を肯せさるときは追跡制防し。猶承諾せすして亂暴するときは。之を拘引し。本廳に具狀して指揮を請ふへし。其二十八。外國人内國人と倶に銃獵するときは。其内國人鑑札の有無を糺し。其なき者は之を拘引す。但内國人鑑札を有するときは。其氏名住所を糺し。外國人の銃獵を制止す。其二十九。外國人の狂犬等人を傷害するの恐あるは。之を繫鎖して本主に交付す。其已むを得さるときは。確實なる證人を立て之を撲殺す。其三十。外國人の互に爭鬪するを見るときは穩に制止し。其名刺を徵す。但殺傷をなす者は直ちに之を拘引す。其三十一。外國人途上に醉倒するときは。穩に之を介抱して其家に送致す。其已むことを得さるときは之を該署に留め。其醒るを俟つへし。其三十二。外國人雇傭の内國人違警罪を犯す者は。其贖金を科す。若し無力にして贖ふこと能はさるは。本廳に具狀す。但雇主用事の緩急に由り。其氏名住所を記し。或は他日之を處分す。其三十三。凡そ外國人の氏名等を糺し。僞名に疑はしきときは。追跡して之を審にするを要す。其三十四。外國人の居宅より失火するときは。近傍を戒嚴し。臨機消防に從事す。然とも請求或は許諾を得るに非れは。室内に入り。或は物品を運搬し。或は家屋等を破毀す可からす。其三十五。外國人止宿等の家を求め得すして依賴するときは。其國名氏名等を糺し。旅宿に誘引し。宿料等約束を定めるを認むへし。其三十六。内外國人に跨る遺失物を拾得して上報する者あるときは。物品書類を併せて本廳に送致

チクワ
チクワ

すへし。其三十七。外國人失火場に在て消防を妨け。或は乘馬する者は。穩に之を退かしむへし。其三十八。外國人私に居留地外に家屋を築造し。或は土地家屋を賣買し。或は雜居するを認るときは。速に本廳に具申す。其三十九。外國人を拘留するときは。麪包或は肉類鷄卵等を與へ。一飯の代價は二十五錢以內と爲す。外國公使及ひ公使館屬員等にして。以上の事故あるときは。司法警察規則附錄の如く知會せしむ。」九年七月十二日第三十五號を以て外國人取扱心得中を加除改定す。外國人取扱心得第十八項中。若し外國人以下を删除し。第二十項中。外國人若し暴行以下を爲し。其說諭に服せす。或は已に通過せし者は其車夫の氏名住所を糺し。外國人所有の車に係るときは本廳の指揮を請ひ。一時雇役の車に在ては直ちに其車夫を召喚して之を處分すと改め。第二十三項を一時雇用の車に乘り。夜中無燈にして通行し。或は車馬禁止の道路橋梁を犯すときは。車夫の住所氏名を糺し。他日召喚して處分すと改む。尋て第十三項中其逃逸せしときは。追跡し。其國號住所氏名等を糺し。本廳に具狀す。但第四項に照依すと改む。」明治三十三年七月十五日條約改正實施となり。治外法權撤せられ。軍艦。公使館の治外法權は各國相互に承認する所なり。軍艦は公海にあるときは勿論。他國領海內に於ても。自國法を以て其艦內を支配し。敢て所在國の支配を受けす。又犯罪人のがれて軍艦內に入るときも。之を請求する能ず。之を軍艦の治外法權といふ。」公使館は一國の外交權を代表して。名譽權利を保つへきものなるか故に。駐在國法權の下に立たす。故に駐在國の官吏は。警察又は收稅の爲と雖も。其承諾なくして之に入るを得す。且外交官及ひ書記官等は。其職務の爲めに駐在國の法に服して逮捕せられ。或は裁判所に請求せらるゝことなし。

チケイ　笞刑は。古五刑の一にして。名例律に。笞罪五。十（贖銅一斤）。笞二十（贖銅二斤）。笞三十（贖銅三斤）。笞四十（贖銅四斤）笞五十（贖銅五斤）と見えて。六十以上は杖刑とせり。德川幕府の時笞刑あり。敲きと稱す。輕重二種に別ちて。輕敲五十に止る。六十以上を重敲といふ。則杖刑なり。明治三年發布の新律に。笞刑を設く。數十より五十に至るを笞といひ。六十以上は杖なり。同六年改定律例を頒布し。笞杖徒流の刑名を改め。すべて懲役に換られたり。

チケム　地券は。土地所有權を證明する爲め交付したる手形なり。而して其取扱手續は。明治二十年一月十七日。大藏省令第一號地券下附書換に係る事務は郡區役所に於て之を取扱ひ。左の場合に於ては土地所有者より地券下附又は地券書換を郡區役所に願出へし。土地所有の移轉。荒地免租年期明。開墾鍬下年期明。地目變換。免租地の免租地成。有租地の免租地成。荒地免租。開墾。合併。分裂。水火盜難に罹りたるもの。地券面の反別地價地租に異動を生したるもの。所有者姓名の變更したるもの。六十日以內に地券下附又は地券書換を願出へし。若し其期限を經過するときは。金一圓九十五錢以下の科料に處す。郡區長は前項の願書を受けたるときは遲くも五日以內に地券の下附又は書換を爲すへし。地券の下附又は書換を願ふものは願書に戶長の奧印を受くへし。但登記法に據り登記を經たるものは登記濟の證書を戶長に示すへし（戶長役場なき地方區役所）。地券の下附又は書換を願ふ者は。手數料として金三錢戶長役場に於て願書に奧印を爲す時之を徵收す地券手數料徵收官（區役所會計主務書記若くは戶長）は其徵收したる手數料を十日每に取纏め納付書を添て所在地の金庫（國庫取扱所現金仕拂所）へ送付す。（但金庫なき地方に於ては。每月一回取纏め。納付書を添へて便宜の金庫へ送付す）。明治二十二年三月法律第十三號にて土地臺帳に登錄し地券を廢す。

チシ　地子は。古來一の賦課法なり。租稅志に。地子は公田及ひ官田等を民に賃與して。賃租を納めしむるなり。」と。又云。地子は本と公田官田等の賃租田より收るものなり。中古以來時勢の變遷に隨て其法廢頹し。市地に課するもの有り。神寺領に徵するもの有て。復た一定の制無く。足利氏以後。多くは都府市街の地に歸せり。令義解に云。公田は乘田なり。賃租とは乘田一年を限て賣り。春時直を取るを賃と爲し。人に與て佃らしめ。秋に至て稻を輸さしむるを租と爲す。卽ち今の所謂地子なりと。延喜式に據るに。地子は田品に上中下下々四等の差を爲し。穫稻各其五分の一を徵收す。凡そ一般田租の率は田品の差等を問はす。其至て輕きを以てなり。地子は則ち重し。田品を區別せさるを得さる所以なり」と見たり。但本條少しく煩に似たれとも。今元正天皇の養老三年より。降て桃園天皇（將軍德川家治時代）の寶曆十二年に至る。凡千有餘年間に涉る。地子制度の沿革。租稅志に詳なれは左に抄す。凡そ諸國の公田は。皆國司鄕土の估價に隨て賃租せよ。其價は太政官に送り以て雜用に宛てよ。凡そ賃租田は各一年を限り。園は任まに賃租し及ひ賣れ。皆須らく所部の官司を經て申牒し。然る後聽るすへし（田令）。元正天皇養老三年九月二十二日。詔して天下の民戶に。陸田一町以上二十町以下を給ひ。地子を輸さしむること段に粟三升。（續日本紀。按。粟。邦言あは。合類節用集に。後漢許愼の說を引て云。粟は黍稷粱秫の總稱とす。今の粟古に在ては但呼て粱と爲す。後人乃ち專

ら粱の細き者を以て粟と名つくと。延喜式に云。凡そ雜穀相博ふ。粟小豆各二斗は。稻の三束に當ると。粟は即ちあはを謂ふ。今諸書を閱するに。或は以て粳穀と爲し。或は以て黑米と爲す。此條陸田より輸さしむるを以て之を觀れは。乃ちあはにして所謂粱の細きものたること知るへし。續日本紀に元正天皇詔して曰く。國家の隆泰は要民を富すに在り。民を富すの本は務て貨食に從ふ云々。今諸國の百姓未た產術を盡さす。唯水澤の種を播て陸田の利を知らす。或は澇旱に遭ふときは更に餘穀無し。秋稼若し罷めは多く饑饉を致す。此乃ち唯百姓懈るのみに非す。固に國司教導を存せさるに由れり。宜く百姓をして麥禾を兼種ゑしむへし。男夫一人ことに二段。凡そ粟の物たる久きを支て敗れす。諸穀の中に於て最も是れ精好なり。宜く此狀を以て遍く天下に告け。力を盡し耕種して時候を失ふこと莫らしむへし。自餘の雜穀も力に任せて之を課せよ。若し百姓粟を輸して。稻に轉するもの有らは之を聽るせと。蓋し天下民人陸田に麥粟を種るを勸奬するなり。地子を輸さしむること段に粟三升。亦陸田に雜穀を蕃殖せしめん爲め。故らに之を輕減するなり。長承三年東大寺の古文書新御莊矢川中村夏見公畠取帳に。合伍拾參町陸段佰捌拾武。所當加地子麥拾漆石伍斗伍升と云々。是れ陸田より麥を輸さしむるなり。而して其每段に麥三升二合七勺餘とす。當時陸田賦課の輕きを以て見るへきなり)。聖武天皇天平八年三月二十日。太政官奏す。諸國の公田は國司郷土の估價に隨て賃租し。其價を以て太政官に送り。以て公廨に供せんと奏す。之を可す。孝謙天皇天平寶字二年五月十六日。太宰府言す。諸國の地子稻は一に先符に依り。任まに公廨と爲し以て府中の雜事に充ん(續日本紀)。桓武天皇延曆十五年十二月二十八日勅。陸奧國屯田地子自今以後宜く町別に。稻二十束に准して輸さしむへし(類聚三代格。此條所謂屯田は。前篇揭載する所の屯田と異にして。略漢土の屯田と同し。而して之に課するに地子を以てするなり。大凡地子は下々田と雖も。町ことに三十束と爲す。陸奧國の屯田必しも皆下々田ならす。而して其輕減に從ふものは。蓋し屯戍者の耕種する所なれはなり)。嵯峨天皇弘仁元年九月朔日勅。大和國の田租地子稻は。永く平城宮の雜用料に充てよ。四年二月十一日石見國をして乘田三十町を營み。其穫る所を以て故年の未納に塡せしめ。營功種子は正稅を借り充て。限るに三年を以てし。地子は例に依て之を輸さしむ(日本後紀)式上田一段の地子十束。中田一段八束。下田一段六束。下々田一段三束(弘仁式)。仁明天皇承和五年九月十四日。太宰管內の地子交易の法を定む。綿一屯直稻八束(續日本後紀。綿一屯は二斤なり。八束の稻は舂て米四斗を獲る。是れ其の交易の法なり)。文德天皇嘉祥三年四月二十四日。太政官今月十七日詔旨を重宣し。京畿諸國に頒下して云く。今詔旨を檢するに。去年已往言上する租稅の未納は悉く免除すへし。宜く官長に命して搜檢せしめ。見に民身に在らは則ち免除に從ふへし云々。但地子の未納は免す限にあらず。(文德實錄。政事要略。租稅の未納は悉く之を免除し。地子の未納は免除せさるは何そや。當時租稅は田租を謂ふ。田租は班給する所の田地に隨て之を賦課す。其未納に係るもの。固より之を追徵すへきに在りと雖も。歲に凶歉あり民に貧乏あり。窮蹙の甚き其生活に關係するもの有り。地子は則ち然らず。班給する田地の外。更に公田を佃らしむ。究竟其餘力に出るものとす。民の所得に缺減有りと雖も。未た以て直ちに窮蹙するに至らす。是其免除せさる所以なり)。淸和天皇貞觀十七年八月二十二日太政官符。右京職の解を得るに曰く。云々。頃年間か如きは。五畿內の百姓絕戶を姧隱し私に其田を領す。多き者は五六百煙。少き者は八九十戶。各地の利を貪り顯申するに心なし。公家の貲職として此れ之に由れり。謹て承和十一年三月一日の格を案するに。具に顯隱を賞罰するの條を設けたり。而るに民眼前の利を求て位階の貴を忘る。今須らく絕戶を顯申する人あらは。三年間半地子を免し。其れをして耕食せしめ。厥後全く地子を收むへしと宣す。請に依れ。左右京職此に准せよ。(類聚三代格。三代實錄。政事要略)。陽成天皇元慶三年十二月四日。正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒の奏狀に曰く云々。伏して請ふ山城國八百町。大和國一千二百町。河內國八百町。和泉國四百町。攝津國八百町。合せて四千町を割き置き。若くは穫稻。若くは地子。其便宜を量り以て公用を支へんと。詔して之に從ふ(三代實錄。類聚國史。類聚三代格)。五年二月八日。勅して五畿內の國に下知して曰く。去年十二月四日の格に曰く。正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒奏言す云々。請ふ畿內の田を割き置き。若くは穫稻若くは地子。其便宜を量り以て公用を支へんと。今盡く營み佃らしめんと欲せは。吏民の支へ難きを慮り。全く地子と爲さは公家の利少からんことを恐る。仍て折中商量して半分を佃らしめん。如し佃るに堪るあらは。此限に拘らす。但遺田は地子。或は價直民の欲する所に任せ。宜に隨て辨し行へ。其地子の法は自ら式文あり。價直の數は宜く國の例に依るへし。如し總正有て兩色の田を得んと欲せは。先つ以て之を行ひ後に他人に及ほせ云々(類聚國史。類聚三代格。地子は口分田の租に比すれは。公家の利多しと雖。營田に比すれは其利少しとす。蓋し營田の收穫は其用貲を除き。盡く官に收むれはなり。地子の法自ら

チシ

式文ありとは。上條弘仁式の定率を謂ふ。價直は則ち所謂郷土の估價に隨はしむるなり)。六年九月二日是より先き民部省言す。主稅寮の解に曰く。式に云く。職田を輸租田と爲す。其未授の間は輸地子田と爲す。今畿內を檢するに無主職田は穀倉院に收む。格式に載せすと雖も而も事是れ例と爲る。外國に至ては存亡を論せす。永く租田と爲す。只式に違ふものに非す亦公損あり。然とも既に證驗なく勘徵に由なし。請ふ大納言已下及諸博士等。其闕ある每に式部省をして移送せしめ以て勘會に備へん。但其地子は正稅に混合し。將に公益を存せんとす。又諸國郡司等或は喪に遭て解任し。或は其身死亡して未た補せさるの間。空く年序を經。如此きの類寔に繁くして徒あり。而して進る所の租帳其由を見す。勘出するとを得す。事情を商量するに遺漏あるに似たり。諸國郡司は每年三月三十日以前に同省をして移送せしめ。其地子は亦同く正稅に混合せんと。太政官處分す請に依れ(三代實錄)。光孝天皇仁和元年三月八日。使を山城。大和。河內。攝津等の國に遣して。官田を沽らしむ。和泉國の官田は二年地子を納るとを聽るす(三代實錄。類聚國史。沽とは。所謂一年を限て賣り。春時直を取を謂ふ)。十月五日勅して使者を。山城。大和。河內。和泉。攝津等の國に分遣して。春宮の田の穫稻。竝地子の直を京師に運送せしむ(類聚國史。三代實錄)。醍醐天皇延喜十年十二月二十七日太政官符。應に例進外の地子稻を以て。例進內の米千四百四十二斛に加舂すへし。」例進內の鹽の代米九十三石九斗。例進外の地子稻米千三百卅八斛一斗。」厨家の解を得るに曰く云々。例進數少く用途多端年中の納る所を以て例用の支度に宛るに。不足する所の米千四百卅二斛云々。凡そ件等の國例進內の鹽は用に充てゝ餘あり。例進外の地子は其數居多なり。加舂せしむるに至るも責め無る可し。望請ふ早く下知して特に加舂せしめられんとを。然らは則ち厨家煩を省き公用濟し易からんと勅す。請に依れ。諸國承知し宣に依て之を行へ。符到らは奉行せよ。」十四年八月八日太政官符。去し延曆十二年八月十三日。厨家の解を得るに曰く。地子田の數每國限有り。一班の後豈增減あらんや。而して諸國司等好て地子田を以て租田に混す。實に所司勘出して地子稻を徵すと雖も。而も空く勘出を置き塡納するに期无し。時遷り吏替り遂に免除に從ふ。地子減少する斯に由らさるは莫し。望請ふ諸國に下知して特に混合を停めん。若し常に習ひ改めされは。將た亦稅帳を拘せんと勅す。請に依れ(政事要略)。同日太政官符。應に諸國の地子交易の絹綿調布商布鐵鍬等の價數を定むへし。伊勢國。絹六十疋直三千六百束(疋別六十束)。駿河國。商布五百端直五千束(段別十束今定て六束を充つ)。

伊豆國。絹十一疋直六百六十束(疋別六十束)。甲斐國。絹四十五疋五丈直二千七百五十束(疋別六十束)。商布四百五十九段九尺直四千五百九十三束六把 段別十束)。相模國。綿五百斤直四千束(斤別八束)。武藏國。調布九百廿六段直二萬七千七百八十束(段別四十束)。安房國。調布百六十六段二丈八尺直四千九百九十束九把(段別三十束)上總國。調布廿段直八百束(段別三十束)。商布二千八百段直二萬八千束(段別十束)。下總國。調布千五十段直二萬千束(段別二十束)。常陸國。商布二千五百段直二萬五千束(段別廿束)。飛驒國。商布五百段直五千束(段別十束今定て六束を充つ)。信濃國。商布千百二段六尺直萬千二十二束三把七分(段別十束)。上野國。商布九百八十段直九千八百束(段別二十束)。下野國。商布千段直二萬束(段別二十束)。若狹國。絹廿疋直千二百束(疋別六十束)。越後國。絹卅四疋直二千三百八十束(疋別七十束)。佐渡國。調布八十段直二千四百束(段別三十束)。丹波國。絹九疋直四百九十五束(疋別五十五束)。丹後國。絹五十疋直三千束(疋別六十束)。但馬國。絹四十匹直二千四百束(疋別六十束)。因幡國。絹四十疋直二千三百六十五束(疋別九十五束)。伯耆國。鐵六百廷直三千六百卅六束(廷別六束)。出雲國。鐵千二百廷直六百束(廷別五束)。石見國。綿二百五十斤直二千三十二束(斤別八束)。美作國。綿三十疋直六百五十束(疋別五十五束)。備中國。鍬四百口直千二百束(口別三束)。鐵二百九十廷直千四百五十束(廷別五束)。備後國。鍬五百口直千五百束(口別三束)。鐵二百五十廷直千五百束(廷別六束)。安藝國。絹二十疋直千二百束(疋別六十束)。長門國。綿三百九十八斤直二千三百八十束(斤別六束)。伊豫國。絹十四疋直七百七十束(疋別五十五束)。綿四千屯直四萬束(屯別十束)。筑後國。絹四十三疋直三千四百四十束(疋別八十束)。豐前國。絹廿一疋直千六百八十束(疋別八十束)。豐後國。絹三十疋直二千四百束(疋別八十束)。綿千屯直一萬百束(屯別二十束)。肥前國。絹二十疋直千六百束(疋別八十束)。綿五百屯直五千束(屯別十束)。同前の解を得るに曰く。諸國の物價各差別あり。勘納の例何そ一同なることを得ん。而して承前の例國法に依らす貴賤を論せす。定て絹一疋。直稻五十束。綿一屯百束を納む。調布商布鍬鐵等亦准的無し。凡そ物價の高下國例各異なり。何そ一例に依て諸國の法と爲さん。加以す件等の物價未た據る所有らす。之を政途に稽るに堤防無に似たり。望請ふ年來進る所の地子帳の價數に因て。便ち定法と爲さんと勅す。請に依れ(政事要略)。主稅式に云。凡そ五畿內。伊賀等の國の地子は。正稅に混合す。其陸奧は儲糒竝に鎭兵の粮に充て。出羽は狄の祿。太宰所管の諸國は對馬島司の公廨に充るの

外輕貨に交易して。太政官の厨に送る。自餘諸交易して送る亦同しと。此條列記する所の諸國乃ち皆畿外の諸國にして。其地子は所謂輕貨に交易して送る者あり。主計式に云。絹絁各長さ六丈。廣さ一尺九寸。調布長さ四丈二尺。廣さ二尺四寸。綿は四兩を屯と爲す。雜式に云。凡度量權衡は官私悉く大を用ふと。度は後世の曲尺也。權衡は百六十匁を一斤とす。併錄して以て參觀に備ふ。」十五日太政官符。應に遣數に隨て諸國例進外の地子稻を充行ふへし。延曆十二年八月十三日。厨家の解狀に曰く。案内を檢するに。年中充る所の列見(公事根源に六位以下の藝能ある者を選ひ式部。兵部二省より率て參れるを上卿其器量容儀を見る也)。定考(公事根源に云六位以上の加階をする人は彼藝能行跡恪勤を選ひて榮爵を給なり)の祿。竝に夏冬頒給の料商布三萬八百卅段。晦料(毎月末頒給する料を云也)の油雜殺等。直稻廿三萬九千五百三十三束五把。爰に例進外の稻を以て我料に相准し。遣る所の數十萬九千餘束。而して年々の例多少を論せす濫に以て符を下す。仍て過用の愁諸國克へ難し。望請ふ先つ稻の多少有无を勘し。即ち遺數に隨て符を下さん。抑前件雜用の遺猶其數あり。況や班田の數增加す。應に輸すへきの地子增すこと有て減すると無るへし。加以す度者(度は濟度の義なり。僧尼出家する之に度緣を授く。此度緣を受る者即ち度者なり)。逃亡除帳等の田亦此外に在り。俱に時に隨て增減し定數あることなし。須らく用ふる所をして勘申せしめ。隨て即ち加充すへし。然らは則ち地子過用の煩なく。俸祿用給の便有らんと。宣す請に依れ。諸國例進の地子雜物を定む。伊勢國。米百二斛。絹六十疋。尾張國。米百五十斛。油二斛。參河國。米三百斛。油二斛。遠江國。米三百七十三斛四斗七升三合七勺。甘葛煎二斗。稀薑一石。駿河國。甘葛煎二斗。堅魚六百斤。商布五百反。伊豆國。堅魚三百三十斤。同煎一斗。甘葛煎二斗。絁十疋。中紙五十帖。甲斐國。綿絁三十五疋五丈。商布四百五十九段九尺。相摸國。綿五百斤。武藏國。調布九百廿六端。細貲縫廿張。鼓一斛。安房國。調布百六十端二丈八尺。東鮑二百斤。上總國。細布二十端。東鮑百廿斤。商布二千八百段。下總國。調布千五百端。常陸國。商布二千五百端。近江國。米九百九十四石一斗三升六合九勺三撮(白米二百石黑米七百九十四石一斗三升六合九勺三撮)。美濃國。米五百九十一石一斗(白米百石。糯米十八斛一斗四升。黑米四百七十二石九斗六升)。飛驒國。商布五百端。信濃國。商布千百二十六段。細貲縫二百張。上野國。商布九百八十段。細貲縫十枚。小野縫七百六十枚。食縫廿枚。下野國。調布千段。若狹國。絹廿疋。越前國。米四百廿石(白米百五十石黑米二百五十石。糯米二十石)。加賀國。鮭卅雙。鮭兒三斗。米五十石。能登國。米六十九石六斗八升。越中國。黑葛筥二合。納兒鮭五十隻。楚割鮭百雙。米六十三斛(白米卅一石五斗黑米三十二石九斗)。越後國。絹三十四疋。佐渡國。調布八十段。丹波國。米二百十八石(黑米二百三石。糯米十五石)。絹九疋。紙十延。油三石。丹後國。絹五十疋。但馬國。絹三十疋。海藻大五十斤。因幡國。鮨年魚六斗。雜魚腊百十斤。絹四十三疋。伯耆國。鐵六百廷。出雲國。海藻百十斤。紙千二百帖。石見國。綿三百五十四斤。播磨國。米二百五十石(白米百石黑米百五十石)。油七石。上紙二千張。美作國。絹三十疋。油六石。備前國。米五百九十二石(白米三十石黑米四百六十二石)。油六石。備中國米百卅石(白米五十石黑米八十石)。紙四百帖。鐵百九十廷。油二斛。安藝國。絹二十疋。油一石三斗。米三十五斛。周防國。白米六十斛。長門國。綿三百九十八斤。米三百斛。紀伊國。油一斛五斗。米六十斛。阿波國。堅鹽九斛。小麥十斛。大豆十石。油一石。小豆五石。讃岐國。前鹽二百九十二石六斗六升。見絹一石。鯖百隻。米二百五十石(白米百三十石。黑米百二十石)。伊豫國。油三石。絹十四疋。米二百十石。土佐國。麦蹢鮎二石。押鮎百隻。腸漬鮑一石六斗。薄鮑三十斤。白米百五石。太宰府。絹五百疋。綿四千屯。同前の解狀に曰く。案内を檢するに。件の雜物等天安二年正月廿九日の官符。元慶三年十月十七日の定等に。其に色數を定め。其後時々符を下し頗る改定あり。之に因て前後の官符に據勘し。前進の色數を定量す。望請ふ民部省に下知し。諸國司をして件の數に依り進納せしめん。若し未進あらば式に依て朝集調庸稅帳等の返勘を拘せんと。宣す請に依れ(政事要略。此條列擧する所。亦皆畿外の諸國とす。地子雜物とは。乃ち地子に交易する雜物を謂ふ。民部式に云。凡そ諸國雜の交易は。正稅地子を論せす云々。又云凡そ雜の交易未進有る者は云々。下條揚くる所。交易雜物云々以て徵すべし)。凡そ齋内親王國に到るの初年は。正稅七百束を割て年料の膳に供用す云々 其外供田の地子稻は寮家に勘納して。供御の闕之に充つ。墾田は鄕土の估に准し。賃租して。寮家の雜用に充つ(神祇式)。凡そ諸國例進の地子は。所司に仰せて毎年七月以前に見進未進の數を申し。隨て即ち符を下して之を催進せしむ。凡そ諸國例進の地子米。竝に交易雜物の未進有る者は。朝集調庸稅帳等の返抄を拘留す(太政官式)。勸學田十町(河内國五町。攝津國五町)。右件の田は當土の估賃租に依て。以て書生等の食料に充つ(陰陽式)。凡そ越中國礪波郡墾田の地一十捌町肆段貳伯步。中に就て熟田十三町二段四十步。未開の地五町二段百六十步。播磨國印南郡墾田の地一十漆町伯捌拾步。中に就て熟田五町二段二百八十八步。未開の地九町七段二百五十二步。荒田一町九段三百二十四步。山城國久

世郡七町。右田郷價の賃租に准し。以て學生の食に充つ(大學式)。公廨田一十町(近江國に在り)。甲賀郡二町。野洲郡五町。愛智郡三町。右件の田の地子米は。年中の用度に充つ(雅樂式)。凡無主品位田は。穀倉院に移して其地子を收めしむ。凡そ畿外諸國の無主職田は。其闕有る毎に式部省より主税寮に移送して。其地子を納め正税に混合す(民部式。位田職田は。本來當に租を輸すへし。若し其主無きときは地子を輸さしむるなり。而して無主品位田は穀倉院に移し。諸國の無主職田は主税寮に移すは何そや。職員令に據るに主税寮は諸國の田租舂米等の事を掌る。拾芥抄に云。元慶六年九月二日の條に據るに。畿内の無主職田は穀倉院に收る例なり。而るに外國に至ては存亡を論せす。永く租田と爲し公損有るを以て。更に主税寮に移送して地子を收めしむ。武文蓋し是事を擧る也)。凡そ季祿位祿時服の類。及諸國の地子等承知せしむるの官符は。省奉行を加へて直に所司に下す(民部式)。凡そ疫死竝に流死の百姓。口分田未た班たさるの間は其地子を徵す。便ち價直に充て色に隨て交易し。其調庸竝中男作物等を備進す。但庸米を輸す者は其料米に舂て之を進む。凡公田の穫稻上田は五百束。中田は四百束。下田は三百束。下々田は百五十束。地子は各田品に依て五分の一を輸さしむ。若し國内の輸す所を總計して十分の九に滿されは。勘出して塡せしむ。但不堪佃田は十分の二を除くことを聽す。其租一段に穀一斗五升。町別に一石五斗。皆營人をして之を輸さしむ(主税式。弘仁式に云。上田一段の地子十束。中田一段八束云々上條に詳なり。此條所謂穫稻上田に五百束。中田に四百束等。地子各田品に依て。五分の一を輸さしむ。五百束。四百束は。一町を以て之を言ふ。然らば則ち上田一段の地子十束。中田一段八束等。全く弘仁式と同率なり。又口遊に云上田三十六歩に一束。中田は四十五歩に一束。下田は六十歩に一束。下々田は百廿歩に一束。之を地子と謂ふと。是但地子稻一束を以て四等田品の差等に當るのみ。其實は即一なり。類聚三代格載する所。貞觀十八年五月廿一日の太政官符に。營作すべき田三十一町三段。穫稻九千三百九十束。地子一千五百二束四把。段別四束八把云々。三十一町三段に。九千三百九十束は下田の穫稻と爲す。下田の地子は段別六束なり。而して四束八把を課するは。定率十分の二を減するなり。蓋し其乘田を營作して。書生の食に充るか爲め。故らに之を輕減す。亦陸奧國屯田の地子特に輕減に從ふの類なり。不堪佃田は十分の二を除くことを聽るすとは。元慶三年二月八日の勅に曰く。損田の數疑殆なきに非ず。然り而して國宰其人なり。仍て使を遣すことを停む云々。但乘田は免す限に在らすと。乘田を營作するもの。縱令ひ不堪佃田を言上するも。其十分の二は特に之を免除し。其餘は下々田の地子に准して納租せしむるなり。今地子田四等の品位に就き。圖解を製すること左の如し)。

地子田品比例圖

田地	穫稻	舂米	地子	舂米	比例
上田一町	五百束	二十五斛	百束	五斛	五分の一
中田一町	四百束	二十斛	八十束	四斛	同
下田一町	三百束	十五斛	六十束	三斛	同
下々田一町	百五十束	七斛五斗	三十束	一斛五斗	同

(右地子の率は。郎ち二公八民にして。當時に在ては特に重しとす。是れ他無し。官有の地を佃らしむるを以てなり。後世武臣國郡を專有して益〻其種を重くす。蓋し是等に胚胎するなり)。凡そ五畿内の國。官田の地子は耕種の人をして數に依て糙納し。每年帳に附て言上せしむ(主税式。畿内の官田は。供御の料と爲す。故に之を宮内省に納るなり)。凡そ五畿內。伊賀等の國の地子は。正税に混合し其陸奧は儲糒竝に鎭兵の粮に充て。出羽は狄の祿。太宰所管の諸國は。對馬島司の公廨に充るの外輕貨に交易して。太政官の廚に送る。自餘の諸國交易して送る亦同し。但隨近及ひ緣海の國は。米に舂て運漕す。其功賃は便ち數內を用ふ(主税式。五畿內。伊賀等の國。地子を輸すこと特に多し。以て正税の不足を補ふ。且地子を使用する東西各其便宜に隨ふ。輕貨は絹布等を謂ふ。畿外は京師に近く。及び沿海の地は運漕の便なるを以て。特に舂米を送致せしむるなり)。凡そ諸國交易雜貨の直に地子を用ひば。太政官廚の返抄を以て勘會せしむ。凡そ官に進る年料竝に國中雜用等の米は。舂功を充てす。以外は皆充つ。白米五斗に稻二束。黑米に一束。但地子は白米五斗に三束。黑米に二束。乘田を作る家をして。便ち舂て之を輸さしむ(主税式。黑米に舂功を充るは。糲穀を舂て黑米と爲すを謂ふ。地子は其率已に重し。凡之を輸送せしむるを以て。特に其舂功を增加するなり)。凡そ山城國大原野社神殿の守の二人の粮米。日に各二升。預從一人日に八合。大和國春日社神殿の守二人日に各二升。預從二人日に各八合。竝當國官田の地子を以て之に充つ。凡そ太宰彌勒寺の燈分料は。豐前國の地子稻三百束を以て每年之に充つ。凡そ諸國の牧馬貢進に堪へさる者

は。官に申して賣却し。皮直に混雜し。毎年出擧して其息所を用ひ。以て貢馬の國を經るの間。及ひ牧馬の料に充つ。但信濃國は便ち牧田の地子を用ひ。其皮直は左右馬寮に送る(主税式。本文言ふ所に據て之を考るに。牧田を置くは獨信濃國に止るに似たり。拾芥抄載る所諸國牧場信濃國に在る者尤も多し。其之を置く所以蓋し此に因るか)。凡そ太宰府管內諸國の射田は。郡毎に二町を置き。其一町は射歩の上手に賜ひ。一町は騎射の超勝に賜ふ。自餘士ある國は郡毎に一町を置く。其田の地子は輕貨に交易し。國司簡試するに上番兵士騎歩を限らす。人別に十箭を射らしむ。毎日試る所廿人に過ること勿れ。能不を斟量し狀に隨て之を給ふ。其能射の人及ひ給ふ所の物數は。朝集使に附て省に送る(兵部式)。凡そ隼人等不仕の料。及ひ徭分の絕戶田の地子等は。修理料竝に雜用に充つ(隼人式)。凡そ五畿內の職寫戶田の價は。當國司をして彼地子を收めしむ。凡そ職寫不沽田の例損は。不沽帳の田數に率て一分の不堪。三分の損を除くの外は全く地子を收め。其收る所の稻數は帳に載せて官に進む。但損有るの年は當國損を申して官の勘定に依る。職亦徵免す(左右京式。一分の不堪とは。十分の一不堪田となるを謂ふ。三分の損とは十分の三田地損傷するを謂ふ。徵免とは或は徵し。或は免するなり)。凡そ闕官料要劇田の地子は職家の公用に充つ(左右京式)。凡そ市町に居住するの輩は。市籍の人を除き地子を進めしめ。即ち以て市司四面の泥塗道橋及ひ當に河を掘るへき等の造料に充つ。其用帳は年の終に申送す(東西市式。左右京式又云。市人の籍帳は毎年造り進めしむと。市町に居住すと雖も。其本籍のものに非されは地子を出さしむ。市街は固より班田の比に非す。且人の多く居住を樂む所。因て賦課重きに從ふなり。市籍の人は之を免ず。後世市街の地は一般其租稅を免除し。及ひ市街の地租を稱して地子と曰ふ。蓋し是等に原本するなり)。射田左右近衞府各十町(近江國に在り)。地子は騎射步射を教習する用に充つ(左右近衞式)。延長三年十二月十四日。疫死竝に流亡の百姓口分田の地子稻を以て價直に宛て。交易して調庸中男作物等を進めしむ。朱雀天皇天慶四年駿河國の常赦判に云く。疫死の百姓口分田の地子稻を徵さす。官符の旨に依るに調庸竝に中男作物に交易し進納すへき色なり。勘狀相違す。抑も執狀の如き者は是れ未納なり。徵納せず。事を忘り怠蕩を經たり。須らく見任相承け作田人を尋ね徵納支配すへし。村上天皇天曆五年十二月二十七日太政官符。穀倉院今月十日の解を得るに曰く。謹て式條を案するに云く。无主位田は穀倉院に移して其地子を收めしむと。此文の如きは畿內外國を論せす。院にて地子を收む可き者なり。而して只畿內を收め外國を勘せす。然らは則ち式行ふ所と彼此相違ふ。加以す位田を授給する各二分と爲し一分は畿內に給ひ。一分は外國に給ふ。爰に民部の行ふ所の近江。丹波。畿內に准すと號し。普く諸大夫に給ふ。若し其給はさるの間は。无主位田と爲す。其地子物に至ては竝に帳を附し言上すへし云々。望請ふ天裁畿內に准して件の國の无主位田は。其地子を勘納し。特に公用の資と爲んと。勅す請に依れ(政事要略)。冷泉天皇安和元年正月廿八日。今日近江國。美濃國に下す符に云く云々。楞嚴院に二十六口の僧を置き。法華常行兩三昧を修せしむるの御願あり。玆に因て來二月二十九日より始て。件の三昧を修せしむ。竝に彼國に下知し畢る。件の佛僧供の雜用料米竝に燈油等の料は。毎年穀倉院の勅旨田地子米の內を以て。永く寺家に運び。件の三昧を行ひ云々。國宜く承知し宣に依て之を行ふへし(山門堂舍記)。康平五年廣瀨地子丸帳の事。合。成時九段大(田四段畠五段大)。所當地子(田一石二斗白五斗七升)。時吉二段。地子六斗。光則二段。地子六斗。朝算二段。地子六斗。逆丸三段小。地子一石。歡助四段半(三段畠一段半)。(地子九斗地子一斗五升)。福成一丁四段大(三段四段四段五段小十二段畠七段小地)。地子七斗三升四合。武吉畠地二段半地子二斗五升。淸光地白二段。地子二斗。行照二段。地子六斗。松延三段。地子九斗。吉常二段。地子六斗。有正(田一段半田白二段)。(地子四斗〃升地子三斗)。支永二段半。地子七斗七升。近重(田白四段地白四段)。地子一石。信任(地白一段半田白三段半)。地子六斗七升五合。告枝地(白一段)。地子一斗。秋重田白二段。地子三斗。□□入道半。地子一斗五升。忠延七段。地子二石一斗。有常四段。地子一石二斗。元光六段。地子一石一斗。源照四段。地子一石二斗。賴源白二十。地子一斗。安晴三段。地子九斗。守武一段。地子三斗。見作。田七丁八段八分。地子米二十三石四斗七升。畠三丁八段。地子米四石三斗五升。十月八日。僧落(東寺百合古文書)。承保二年正月三日。招提寺因幡國御莊。畠合二十町所當地子參拾斛云々(東大寺古文書)。貳拾町に參拾斛を課するは。一町に一斛五斗なり。是れ延喜定る所下々田の率なり。蓋莊園の地子宜く重か如くなるへし。而して是の如く其れ輕し。他位の如何を知る可らずと雖も。之を要するに畠を以ての故に然るなり)。安德天皇壽永元年八月五日源賴朝鶴岡の僧禪齋の在家役。及ひ其麥畠の地子を免ず(東鑑。同書に據るに。是れ源家の爲め祈禱すること。懈怠せざるに由れるなり)。四條天皇仁治元年六月一日鎌倉府令。領家は春夏に畠地子を徵收するを以て。地頭亦春夏に徵收せんと請へども。拾壹町別の給畠段別五升加徵の外は違亂ある可らす(式目新篇追加。領家已に徵收し地頭

チシ

又之を徵收すれば。則ち一の領地にして二重の地子を收む。因て之を禁制するなり（東大寺古文書）。文永八年山城國東大寺燈油料。水田壹段は八斗代の地子なり（東大寺古文書）。康永元年六月十一日東寺領請文。八條院院町所務の地子收納は。先傍の例に任せ。六月十二月兩期に各半分未進なく上進せん（東寺百合古文書）。後村上天皇正平七年二月二十三日。詔して京師の地子錢を放つ（園太曆）。後奈良天皇天文八年七月晦日。征夷大將軍足利義晴。三福寺地子錢の未進を催促す（蜷川俊親記）。二十年三月足利義輝。三好長慶をして洛中の地子錢を徵收せしむ（高代寺日記。京都將軍家譜）。正親町天皇永祿五年十二月二十八日。立入左京進に禁裏御倉職を命し。先例に仍り其屋地子及び諸役を免ず（立入文書）。六年九月二十三日足利義輝令。年貢加地子未進過上に於ては。去永祿四酉年以前の分は棄破たるへし（室町殿日記）。是れ德政に因て定る所なり。德政とは民人の窮苦を察して。年貢及び公事米錢等の未進過上より。借米錢諸典物等に至るまで。一切之を棄捐せしむるなり。八年七月令。洛中の地子先年未進の分は悉く之を免するにより向後は速に上納すへし（室町殿日記）。十一年九月織田信長制條。借錢借米地子諸役を免除す。譜代相傳の者たりとも違亂す可らす。違背する者は成敗すへし（古文書類纂）。天正元年七月織田信長令。京中の地子錢は永代赦免す。若し公家寺社にて徵收し來る地子錢の分は。替地を以て沙汰を爲すへし（和翰集要）。十年六月。明智光秀京中の地子を免す（高代寺日記）。京中の地子信長既に永代之を免す。而るに光秀亦此擧有り。蓋し光秀。信長に代て國權を執らんと欲す。因て復た其恩典を紹て以て人望を收るなり。後陽成天皇天正十六年四月十五日。關白豐臣秀吉京中の銀地子五千五百三十兩を禁中の料と爲し。米地子八百石を仙洞及び六宮の料と爲し。江州高島郡の八千石を諸門跡諸公家の料と爲す（豐臣秀吉譜。太閤記。聚樂第行幸記。天正軍記）。同年豐臣秀吉肥前國長崎町中の地子を免す（長崎實錄）。十七年十二月朔日。豐臣秀吉令。祇園社家門前境內の地子以下を免除す。永く相違ある可らす。同日令。喜布禰社門前境內の地子以下を免除す。永く相違ある可らす。十日令。大覺寺門前境內の地子以下悉く免除す。永く相違ある可らす（諸家文書纂）。後水尾天皇元和年中。征夷大將軍德川秀忠。長崎の海頭を埋め。四拾町高八百三拾四石の地を獲て地子銀を徵收す。靈元天皇延寶四年。德川家綱達。長崎今鍛冶屋町川筋築地四拾七坪四合は。地子銀七拾壹匁七分。口銀貳匁壹分三釐三毛を納むへし（長崎實錄。一坪に地子銀壹匁五分壹釐貳毛餘。口銀四釐五毛。合せて壹匁五分五釐七毛餘に當れり」と。又同五年德川家綱長崎外町の地子。是まて三拾八貫五拾目餘なりしを。增して四拾七貫目餘を徵收す（長崎實錄。海頭を塡めし所年々增益し。是年地子八貫九百五拾目を增收す。同書に據るに翌年又三貫目許を增して五拾貫目を收入せり）。桃園天皇寶曆十二年。德川家治長崎の梅ヶ崎海頭に風除地を築くこと貳百五拾五坪。一坪に地子銀九分。又茶屋地の前より南瀨崎まで縱七十五間。橫平均六間許四百八坪を埋む。一坪に地子銀七分なり（長崎實錄）。一坪の地子銀九分は貳百五十五坪にて。銀貳百貳拾九匁五分。又一坪の地子銀七分は四百八坪にて。銀貳百八拾五匁六分なり。蓋し風除地と稱すと雖。當時外國人の通商唯此一港にして。貿易自ら繁盛なるを以て。之か地子銀を納めしむる也。又茶屋地云々の縱七拾五間を以て。坪數四百八を除すれは。正に橫五間四分四釐に當る。本文橫六間許に大略を擧るか）。長崎地子明細帳。總町坪數貳拾五萬五坪壹合五勺三撮。內六萬貳千貳百三十三坪六合五勺八撮。內町貳拾六町分。拾七萬九千百九拾五坪貳合九勺七撮。外町五拾壹町分。八千六百六坪壹合九勺八撮。出島町及丸山寄合町の分。地子銀五拾貫九拾目。五拾四个町分。此口銀壹貫五百貳匁七分。外除地四千八百四拾坪。代官屋敷町年寄役。役宅地子免除の分。空地及割出地千百四拾五坪五合六勺貳撮（一坪に銀三分より貳匁迄處により高下あり）。此地子銀八百八拾目四分三釐二毛。築地九千貳百七十三坪九合九勺一撮（一坪銀四匁より貳匁八分迄）。此地子銀九貫九百八十九匁三分九釐七毛。堀內屋敷地三百四十一坪（一坪に銀一匁）。此地子銀三百四十一匁。踏出地（海岸に塵芥を棄て自然堆積せしものを謂ふ）百六十三坪三合（一坪に銀一匁迄處により高下あり）。此地子銀百五十四匁三分。架造千百七十三坪四合三勺三撮（處により地子高下あり）。此地子銀一貫四百貳十六匁九分。濱地百九十六坪七合七勺四撮（一坪に銀一匁）。此地子銀百九十六匁七分七釐四毛。新地南方泥中九十五坪（一坪に銀九分）。此地子銀四十七匁五分。川內沼地十貳坪（一坪に銀九分より七分まて）。此地子銀八匁四分。眞木河岸貳十一坪五合（一坪に銀一匁貳分）。此地子銀貳十五匁八分（長崎古今集覽。長崎は外人の輻輳する所なるを以て。其地子特に貴し。本文年月詳ならす。原書を考ふるに一坪の地子を定るは。天明二年の調査に係るもの多し。因て茲に揭く）と見えたり。以上古來地子の制度の沿革斯くの如し。但以上本文中往々解し難きものあり。因てそは亦煩を厭はす。今所見に係る處の租稅志の考案を抄記せり。猶公田の條下を參看すべし。

チシマ　千島は。北海道に屬し。其の交換の顚末はカラフトの條下に詳な

り。明治二十五年五月の頃海軍大尉郡司成忠は千島開拓を企て。報効義會を組織し。有志を率ゐて二十六年三月小艇數隻を隅田川に浮べ。進んで北海に回航せんとす。陸中國鮫港に難船し。生命を亡ふ者多し。船を修繕し。終に目的の占守島に達す。初年の冬期寒冷の爲に斃死せし者ありしも志撓まず。爾後數年越冬を成功し。今現に事業を進行しつゝあり。

ヂシム　地震は。風雷洪水より其害甚しく。實に恐るへき天災と云ふべし諺に恐るべきものを地震。雷。火事。親爺と云へり。本邦の地性たるや。火山。溫泉極めて多く。隨ひて地震の如き。之を他邦に比すれば。較々多しとす。又近年研究する所に據れば。太平洋中海底にタスカロラ灣と號する深處あり。其の急に深きを以て。時として土地の其の中に滑り入ることあり。爲に我か東海岸に地震。海嘯などを生することありと云へり。往古は支那の某か說に。地底に大なる鯰ありて。其の尾鰭を動かすに當りて地震を生ずと云ひ。我か邦人も亦之を信じ。且鹿島神は凡ての邪神を鎭するに因り。地震の鯰また此神の制する處となし。鹿島の要石は地底深く根を生し。彼の鯰の頭に觸接して。常に其の動搖を制しつゝありと信したり。大日本史第百七十一卷災異部中に載する所の地震記は。允恭天皇五年に起り。光孝天皇仁和五年に止むものにして。其の經歷年數四百七十二。地震日數六百四十なり。而して其の記する所は。小大悉く月日を詳にし。且特に時刻をも揭くるものあるか如き。實に當時著者の勞苦顧ふべし。記中故らに地名を示したるものあるは。蓋京師に係るものと之を混同せざるか爲なるへし。是を以て調査の原材となしたるものは地名を特記せさる者のみを拔萃し。悉く京師に於て之を感觸せしものと見做したり。而して其の數六百二十六日あり（日本史前後殘缺極めて多し。地震の日數と雖とも。或は殘缺なきを保する能はす。縱令殘缺なきものとなすも。古昔文書備らす。之か爲に記載せられさる者も亦必す尠からさるへし。然れとも他に完備の書籍なきか爲に。暫く存したる者に就きて之を錄す）今此の調査をなすの主要は。先つ地震現象に同期あるや否を考査し。且其の季節月次に據り。如何なる關係あるやを探究するにあり。蓋同期の有無を知り季節の有無を知るは。地震豫防上に於て第一の初步たるを以てなり。」假に十箇年を一期とし。本朝紀元千二百八十八年より。千五百四十七年に至るまでを。二十六期に區分し。各期の地震日數を調査するに左の如し。

	年期	日數
第一	自千二百八十八年。至千二百九十七年	〇
第二	自千二百九十八年。至千三百七年	三
第三	自千三百八年。至千三百十七年	〇
第四	自千三百十八年。至千三百二十七年	一
第五	自千三百二十八年。至千三百三十七年	二
第六	自千三百三十八年。至千三百四十七年	一五
第七	自千三百四十八年。至千三百五十七年	一
第八	自千三百五十八年。至千三百六十七年	〇
第九	自千三百六十八年。至千三百七十七年	三
第十	自千三百七十八年。至千三百八十七年	六
第十一	自千三百八十八年。至千三百九十七年	五
第十二	自千三百九十八年。至千四百七年	二九
第十三	自千四百八年。至千四百十七年	三
第十四	自千四百十八年。至千四百二十七年	〇
第十五	自千四百二十八年。至千四百三十七年	一一
第十六	自千四百三十八年。至千四百四十七年	二二
第十七	自千四百四十八年。至千四百五十七年	一〇
第十八	自千四百五十八年。至千四百六十七年	九
第十九	自千四百六十八年。至千四百七十七年	三
第二十	自千四百七十八年。至千四百八十七年	五六
第廿一	自千四百八十八年。至千四百九十七年	三九
第廿二	自千四百九十八年。至千五百七年	一八
第廿三	自千五百八年。至千五百十七年	一〇四
第廿四	自千五百十八年。至千五百二十七年	八七
第廿五	自千五百二十八年。至千五百三十七年	九五
第廿六	自千五百三十八年。至千五百四十七年	一〇二
合計		六二四

前表十箇年を一期となして合算したる者に就き其の最高期を按するに左の如し

チシム

第二
四十年
第六
六十年
第十二
四十年
第十六
四十年
第二十
三十年
第二十三

而して第六。第十二の年間は。第二十。第二十三の二倍にして。之を他の年間に比するも。亦大差あり。豈殘鈌若くは失傳の爲に。第六。第十二の間に一の最高期ありて。之を脫漏せしものにあらさるなきを得んや。果して然らは。諸回期の平均數三十五年となるへし。調査の逐年精密に至るは。地震數の漸次增加あるを以て明了なり。」爰に各年地震の日數に就きて其最高期を按するに則左の如し。

千三百二年
四十年
千三百四十二年
三十九年
千三百八十一年
二十四年
千四百五年
二十九年
千四百三十四年
千五百十六年
二十五年
千五百四十一年
平均　三十一年

前條に得たる平均三十五年と今算出せるものと中數を求むれは。即三十三年の回期を得へし。」本史上地震の狀況を記するに。一定の方規なし。故に震力の强弱を査定するを甚難しと雖。假に大別して左の五種となす○甲種單に地震すとあるもの。乙種大に地震すとあるもの。丙種地震前又は其の後に聲を發すとあるもの。丁種地震前又は其の後に風。雨。雷。雹等起るとあるもの。戊種山嶽を壞崩し屋舍を破倒し又は人畜を死傷する等のとあるもの。

各種に準し六百二十六日を月別するを左の如し。

月＼種	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種	計
一月	四八	四	〇	二	一	五五
二月	三四	〇	一	〇	〇	三五
三月	四二	一	〇	〇	〇	四三
四月	四三	二	一	〇	〇	四六
五月	三六	三	一	〇	二	四二
六月	四四	一	〇	二	一	四八
七月	四一	三	〇	〇	一	四五
八月	七三	四	二	一	二	八二
九月	五五	一	三	一	〇	六〇
十月	五〇	一	七	二	〇	六〇
十一月	五九	一	一	〇	一	六二
十二月	四四	三	一	〇	〇	四八
合計	五六九	二四	一七	八	八	六二六

本表の合計と第一表の合計と同一ならさるは第一表は千二百八十八年に起るを以てなり。

前表中橫行の合計を見るに。四百七十二年間甲種最多く。乙丙之に次き。丁。戊最も少しとす。玆に何年間にして各種一回するやを算出せしに。則左の回期を得たり。○甲種〇、八。乙種一九、七。丙種二七、八。丁種五九、〇。戊種五九、〇。平均三三、三。是に因りて之を觀れは。震災の激烈なるものは。凡五十九年にして一回し。其の稍ゝ强大なるものは。凡二十年にして一回するの割合なり。前表中縱行を按するに。甲種の最多きは八月にして乙種も亦同し。而して丙種は十月。丁種は一月。六月。十月にして。戊種は五月。八月なり。之を總計より論すれは。尙ほ八月に最多く十一月之に次き。二月に最少しとす。

今更に前表を以て四季別表を編製すれば左の如し。

季／種	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種	計
冬	一二六	七	二	二	一	一三八
春	一二一	六	二	〇	二	一三一
夏	一五八	八	二	三	四	一七五
秋	一六四	三	一一	三	一	一八二
合計	五六九	二四	一七	八	八	六二六

本表に據れば秋季に最も多く。乙。戊は夏季に。丁は夏秋に多しとす。之を總計より見るときは。秋季に最多く。春季に最少しとす。更に本表を寒暑の二節に分ち。其の比例を求むるに。左の如し。

節／種	甲	乙	丙	丁	戊	計
寒	四三	五四	二四	二五	三八	四三
暑	五七	四六	七六	七五	六二	五七
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

本表中。乙種を除くの外各種共に暑節に多し。殊に丙。丁の如きは。其の數三倍に至るを知るべし。

以上揭記せるもの丶外。更に地震と氣象とを比較せば。一層確的なる數を得べしと雖。未氣象を考ふるに資すべき原材を得ざるを以て。暫く他日の考案を期す。」右の報告に於て本邦古來地震の全體を知るに足るべし。之れより近世大地震の一二を略叙すべし。武江年表慶長元年七月䨱又氷毛降(毛長さ四五寸)。同十二日大地震月を逾て止ず。」同六年十月十六日大地震。房總の山を崩し。海を埋岡と成。又海上俄に潮引て。三十餘町干潟と成る。十七日潮大山の如く卷上。流死夥し。」寬永四年八月。同七年六月二十三日。同七年十二月廿三日。同十年正月廿一。廿二日諸國大地震。同十二年正月二十五日。正保四年五月十三日。慶安二年六月二十日江戶大地震。上野大佛像破碎す。同八月二十日。同三年三月二十三日。寬文二年三月二十四日。同九年八月十一日。元祿九年六月十九日。同十五年十月二十二日當日の記に。宵より電強く。夜八時地鳴る事。雷の如し。大地震戶障子たふれ。家は小船の大浪に動くが如く。地二三寸より所によりて五六尺程割れ。砂をもみ上。あるひは水を吹出したる所もあり。石垣壞れ。家藏潰れ。穴藏搖あげ。死人夥しく。泣さけぶ聲街に囂し。又所〲毀たる家より失火あり。八時過津浪ありて。房總人馬多く死す。內川一はい差引四度あり。此時より數度地震あり。相州小田原は分て夥しく。死亡の者凡二千三百人。小田原より品川迄一萬五千人。房州十萬人。江戶三萬七千餘人(內二十九日火災の時兩國橋にて死るもの千七百三十九人といへり)なりし由ものに誌り。此時深川三十三間堂覆る。二十四日夜より雨ふり。明方に及てゆり止む。其後十二月まて震ふ事しば〱なり。寶永元年二月二十七日。同三年九月十五日。享保三年三月四日。天明二年七月十四日。同三年二月二日。同六年二月二十三日。明和八年五月二日。六月二日。寬政五年正月。同六年十一月三日。文化九年十一月四日。文政九年春時々震動。弘化四年三月二十四日信州大震。其記に。今年三月八日より。川中島善光寺如來の開帳ありて。諸國より參詣群集する事。稻麻のことし。然るに淺間山の烟常よりも減たるを怪しみ居たるに。三月二十四日晝夜快晴にてありしが。夜四ッ時頃。俄に大地震ひ出し。立所に家屋を覆し。壓に打れて即死するもの幾千人といふ事を知らず。善光寺近邊の旅店は參詣の輩泊り合して。この禍に逢ふもの有れとも數へがたし。無程この倒れたる家より火燃出て。大火と成る。善光寺の本堂は傾たる儘殘り。其餘は悉く灰燼となりぬ。この時山中にのかれて利益を蒙り。一命を全ふせしもの數多あり。又雷鳴の如き響ありて。尙ゆり出し。夜明に及ふ迄八十餘度。四月。五月に至りても猶止事なし。大地は裂けて泥砂湧出し。其間へ人家墜入。丹波島より二里川上虛空藏山二十丁程崩れ。犀川へ落入。洪水溢れ。丹波川水押出し。左右瀨のごとし。燒死の人馬幾といふ事を知らず。或筆記に三萬人とあるは。大凡の積りにて證としかたし。水內郡は殊に甚しかりしとなん。其他山崩れ水溢れ。一村を流す。たま〱生殘るものも片輪となり。米穀盡て飢に迫り。道路に悲泣す。この間地震は止時なく。用水は泥水となり。雨遠にして餲に苦り。程なく官府より小屋を建られて。この窮人を育し。食物を給はりけるとそ。誠に近年の大厄にして。開く毎に戰慄す。開帳の前門前へ大なる高札を建しに。一夜にしていつちかへ失ひ行方をしらず。再建るに又行方なし。三度にいたりて晝夜番人を付たり。是この凶變を知らしめ給ふさとしならんと。跡にていへりとぞ。(以上武江年表)」。さて安政の

地震は近來の大地震にして其狀況は能く人の知る所なり。續武江年表安政二乙卯年十月二日の條中に。細雨時々降る。夜に至りて雨なく。天色朦朧たりしが。亥の二點大地俄に震ふ事甚く。須臾にして大厦高牆を顚倒し。倉廩を破壞せしめ。剩その頹たる家々より火起り。熾に燃上りて。黑烟天を蔽ひ多くの家屋。資財を燒却す。神宇。梵刹は輪奐の美を失ひ。貴賤の人家は鱗差の觀を損ふ。尊卑の大患。東都の物惟何事か若之。凡此災阨に罹りし傳家族に離れて道路に逃漂。甚しきは壓に打れ炎に焦れて。生命を損ひしもの數ふるに遑あるへからす。號哭痛嘆の聲閭閻に滿ち。看るに肝消え。聞に魂奪はる。其顚末委曲に演る事を得されは。左に大畧を擧く。凡このたびの地震。江戶に於ては元祿十六年以來の大震なるへし(今夜四時より明方迄三十餘度震ひ其餘十月迄百二十餘度に及へり)○御城內石垣多門見附御番所等。所所破損あれ共格別のことなし○御曲輪內甍を並へし諸侯の藩邸。或は傾き。或は崩れ。立地に所々より火起りて。巨財瓦屋の燼崩るゝ音天地を響かし。再震動の聲を聞く。曉方に至り灰燼となれるも多かりし○小川町の邊一圓潰家多く。小川町。猿樂町は所々より火起りて。大小名邸數宇燒亡せり○小石川隆慶橋手前江戶川續武家地燒亡○谷中天王寺五重塔は九輪計り折て落る○根津より下谷茅町の通殊に甚しく。人家潰たると軒每なり。七軒町より出火。茅町二丁目よりも出火して。此邊多く燒たり○下谷坂本も家每に潰たり。同三丁目より出火一丁目迄燒たり ○上野町一丁目裏組屋敷より出火。廣小路常樂院。大門町。黑門町。長者町。德大寺。一乘院。中御徒士町その外類燒多し○東叡山諸堂別條これなし。大佛は御首落て碎る。不忍池石橋崩れ落。境內茶屋殘らず燒る○下谷御成道諸侯の邸總て潰たり ○本鄉新町屋の邊潰多く。麴室所々崩れ落て。即死有ける由なり○本町。石町。日本橋向の邊より。大傳馬町。小傳馬町。馬喰町邊。神田の邊は去冬と今春の炎に罹りて。家作あらたなる故。おのづから痛少く。よつて池魚の阨も又是なし。されど土藏の壁は皆震ひ落せり○淺草田町の邊潰家殊に甚し。淺草寺地中馬道邊より出火。地中東の方寺院十八宇。並町家燒く。田町一丁目。二丁目より火起て。聖天町。山之宿町。金龍山下瓦町。山谷町。猿若町。芝居三座。南馬道。北馬道。花川戶町(西側)等燒て死亡人多く。花川戶町河岸の角にありし六地藏の石灯籠。稀世の古物なりしが。傾く事なくして全し○今戶橋畔。柏戶。金波樓(玉屋庄吉)潰れて火起り。近隣類燒せり○橋場町。金座下吹所出火○山谷寺町寺院。大方潰れ。又は大破に及ぶ。山谷。淺草町殘らず潰る○淺草寺本堂。二王門風雷神門恙なし。本坊奧向潰る。境內堂社多く潰れたり。五重塔九輪のみ傾く○駒形町出火。駒形堂は殘り。諏訪町。黑船町。三好町迄燒る○東本願寺は本堂恙なく地中潰たる多し○行安寺門前より出火。玉窓寺より出火。近邊燒る。寺町寺院大破○吉原町の燒たるは他所より早し。京町二丁目。江戶町一丁目より火起り。其餘潰たる家々より次第に燒出て。一廓殘らず燒亡す。大門外五十軒道は北側のみ殘り○小柄原より出火 旅舍殘らず燒亡○三圍稻荷社。並末社額堂潰る。土手の際に在し石大鳥居倒れて碎る。長命寺潰れ。牛御前は額堂其外潰る。隅田川堤裂。大地割れて泥水湧出たり○本所の地は殊に震動烈しく。家々兩側より道路へ倒れかゝりて。往來なり難かりしと。死亡幾百人なるを知らず。又燒亡の場所多し○本所緑町壹。貳丁目燒亡同四丁目五丁目。花町上村氏。德右衞門町。龜戶町(半町)南本所荒井町。北本所荒井町。五の橋町。出村町。瓦町。番場町。中の鄉竹町。同所武家地。茅場町。石原町。その外組屋敷等潰燒亡す。中の鄉太子堂。押上最教寺。柳島妙見宮の門前。柏戶橋本の家潰る。萩寺本堂僧坊。光藏寺。長壽寺本堂潰る。龜戶町少々燒。小梅瓦町。柏戶小倉庵潰る。出火近邊燒る○一ッ目辨天社拜殿。其外潰。御船藏前町より出火。此邊一圓に武家町屋燒る。此火深川六間堀の火と一ッに成れり○五ッ目五百羅漢寺本堂大破。左右の羅漢堂並に天王殿(布袋四天王關羽を安す)潰三匝堂(俗にさゞえ堂といふ)大破に及べり○深川の地も本所と等しく。震動甚しく。潰たる家々より出火多し。熊井町。相川町。中島町。蛤町。黑江町。大島町。仲町。山本町。永代寺門前。伊勢崎町。龜久町。富吉町。三間町。西町。諸町。元町。常磐町。六間堀町。八名川町。森下町。小笠原侯。井上侯。太田侯下屋敷。其餘御旗本衆。或は組屋敷燒亡せり。六間堀明神宮は火中に殘り。富岡八幡宮恙なし。別當永代寺は大方潰たり。三十三間堂三分の二潰る。深川寺町。玄信寺。海藏寺。本堂潰る。猿江の邊寺院町屋多く潰たり○靈巖島鹽町より出火。同所四日市町。同所銀町二丁目。大川端町燒亡○濱町。水野侯中屋敷燒失○築地西本願寺恙なし。鐵砲洲松平淡州侯屋敷より火出て。十軒町へ燒込○南鍛冶町一二丁目より出火。同二丁目狩野屋敷。五郎兵衞町。疊町。北紺屋町。白魚屋敷。南傳馬町。南大工町。松川町。鈴木町。因幡町。常磐町。具足町。柳町。炭町。本材木町等へ燒込○柴井町も潰家より出火あり○芝西久保麻布の邊。其外四谷。赤坂。市谷等山の手と唱ふる所は震動少く。潰家も隨て少なかりし○品川沖御臺場の内建物潰れ土中へ入り。剩火を發したり。此夜潰家より火起り燒亡せし場所及間數左の如し○大手御門。西丸下。八代洲河岸。日比谷。幸橋御門內迄長十三町餘。巾平均三町程○南大工町より燃立京橋の邊一圓燒失す。長五町

チシム

餘。巾平均二町程〇築地松平淡路守殿より火起り。十軒町燒失。長一町半餘。巾平均四十間〇柴井町木戸際より起り同町のみ燒る。長一町四十間餘。巾三十八間程〇靈巖島鐵町。より起り。濱町。四日市。北新堀。大川端迄長一町餘。巾五十間程〇淺草駒形町より起り。諏訪町外五ヶ町類燒。長四町餘。巾三十間程〇同行安寺門前より起り。龍光寺門前玉窓寺より起る。長卅六間餘。巾卅間程〇淺草寺地中より起り田町。花川戸。猿若町燒失。長八町餘。巾平均二町半程〇吉原町殘らず。非人頭かまへ内燒失。長二町餘。巾平均二町二十間程〇上野町二丁目武家境より起り。下谷廣小路東の方一圓燒。長六町半餘。巾平均一丁十間程〇下谷茅町二丁目より起り。武家方燒。池の端七軒町より起り。長二町半。巾平均四十五間程〇下谷坂本町三丁目より起り。同一丁目二丁目燒失。長二町二十間。巾平均四十五間程〇千住小塚原町より起り。下谷みのわ町へ飛火燒失。長一町半餘巾平均五十間程〇橋場金座下吹所より起り又今戸町より起り最寄燒失。長一町二十間餘。巾平均二十間程〇小川町邊燃立。家數不知一圓水道橋内まで燒失。長六町半餘。巾平均四町程〇濱町水野侯中やしき長屋燒失。長五十二間餘。巾四間程〇小石川りうけいばし邊武家やしき燒失。長四十二間餘。巾十間程〇永代橋向南の方。深川永代寺門前。仲町邊一圓燒失。長十間。巾平均三町程〇深川いせざき町。龜久町の邊燒失。長三町餘。巾平均三十間程〇新大橋向御船藏前町。六間ぼり。森下町邊燒失。長七町餘。巾平均二町半程〇本所綠町より。竪川通り。中の郷。五の橋町邊燒失。長六町餘。巾平均三十間程。〇南本所石原町。法恩寺橋まで。龜戸町燒失。長一町二十間餘巾平均十二間程〇南本所荒井町。北本所番場町の邊燒失。長三町餘。巾平均二十五間程〇中の郷成就寺向。小梅町。元瓦町の邊燒失。長五十間程。巾平均八間程。以上江戸中燒亡場所合凡長二里十九町餘。巾平均して二町程と聞り〇三日朝五時過にいたり諸方の火やうやく鎭れり〇神社は大方破損少し。凡此度の地震に武家。町屋。寺院等に到る迄家の全きは甚少し。倉庫は悉く壁落てこれに觸て死たる者多し。火災ある所の倉庫は悉く燒て家財。雜具は更なり。重代の名器。珍寶亡び失たるもの數をしらず。再度の震動を恐れて貴人は庭中に席を設けてこゝに明し給ひ。庶人は大路に疊を敷き戸障子をもて四方を圍ひ。しばらくこゝに野宿し。傾たる家はかりそめに繕ひてこゝに憩ひたり。本所。深川。下谷茅町。山谷等の地は家毎に潰れたれば。更に大路の通路さへ成かたし。頓て壞たる家の材木を集て。はかなき假屋をいとなみて住居しけるが。甚しきは食糧にさへ竭て。焦土にたゝずみ悲泣せるものありけるとぞ〇二日夜よりこのかた。地震屢ありて更に止む事なし〇町會所より日々野宿の貧民へ握飯を與へられ。又御救の小屋を所々に建て養はる。富人も又色々の施しを行へり〇地震の後。酒肆食店商ひ甚少し。絃歌鼓吹街に絶たり〇地震の後池の端辨才天境内の料理屋殘らず門外へうつす〇板。材木。作事諸職人。傭夫の賃錢甚貴し。官府より嚴重の御沙汰あり〇このたびの地震近郷は更なり。近國にも及べりとぞ〇地震の前兆色々の説あり。又其夜危難にあひし者。さまざま話柄あり。こゝに略す〇地震の事を誌して梓行せる。安政見聞誌。同見聞錄など題せし冊子あり。坊間に售ふ所の一枚摺。綴本。にしきゑの類。何百種といふ事をしらず。〇吉原町娼家の僑居は。五百日の間免許ありて。十二月より春へかけて次第に營作成り。元地の家作は翌辰年より巳年へかけ。同年六月迄に成就して各徙移せり〇同僑居の地。淺草は東仲町。西仲町。花川戸町。山之宿町。聖天町。金龍山下瓦町。今戸町。山谷町。馬道町。田町一。二丁目。〇深川は永代寺門前町。仲町。東仲町。山本町。佃町。常磐町一丁目。松村町〇本所は御船藏前町。八郎兵衞屋敷(一ツ目辨天の邊なり)。松井町一丁目。入江町。長岡町一丁目。陸尺屋敷。時の鐘屋敷等なり〇抑此夜都下の急變いづこも同じ轍なれど。わきて花街の忽劇はかならずしもいふべからず。いまだ夜更るにあらざれば。每家酒宴に長じ歌舞吹彈の最中。俄に家鳴り震動して。立地に崩かゝり。うつばり摧け。柱折れ其物音は雷霆よりも凌兢く。魂中天に飛び。懾怖周章して二階を下んとすれば。胡梯跳りて下る事ならず。狼狽して宛轉落れば。巨材其上に墜重りて五體を挫ぎ。或は其間に挾れて自在を得ず。號べども援る人なく。呼べども應ふる人なし。瞬目の頃火起りて。焔勢其身に迫る。危くして遁れ出たるも途方を失ひ。烟に咽びて道路に倒れ。息絕たるものあるべし。家のあるじ家族に於ても猶しかり。僅に四肢を全ふして脫れ出たるもあれど。資財。寶貨は他へ運ぶに遑あらずして。むなしく灰燼となしつ。この火五街に延蔓して廓中殘る家なし。三千の遊君。或は漂逃。あるひは亡たり。かゝるなりには看返り柳も見かへる事なく。合力稻荷も力を合するによしなし。久喜萬字屋は火前に向ひ。火炎玉やはくわゐんにうづまる。海老屋が柱はゑびの如く曲りて燒け。菱屋がかとは菱の如く歪て殘れり。較明方に及んで。阿房一片の烟と立登り。惜むべし廓中悉く烏有となりぬ。燒死怪我人幾百人かありけんさたかに知れるものなし。火中に其骸を撰出し慘憺して腸を斷ち。なくなく家に送りて後葬儀を營む。五十軒道は六道の街となり。編笠茶屋のあみがさは。郊送の被り物とやなりけむ。この妖孽にあひて。或は橫死し。或は

チシム

重き疵をかうむり。勃窣して路頭にさまよひ。たま〳〵無事にして落のびたるも。衣服佩刀を失ひ。あらぬさまして家に歸りしもありけるとぞ。まして廓中の男女。この夜の窮厄。はた金銀。財寶數を竭して失ぬる事量り知るべからず。痛むべく歎くべく。何ぞ毛穎をもて演ろ事を得んや〇此度變死怪我人市中の呈狀には。變死男女四千二百九十三人。怪我人二千七百五十九人とあり。寺院に葬し人數は。武家。浪人。僧尼。神職。町人。百姓合て六千六百四十一人と聞り〇盧の屋撿校は塙撿校よりこのかた。瞽者の博識なり。惜むべし地震の夜針術の爲に病家に赴て横死せり〇十一月より町會所に於て。震災に罹りし貧民へ御救米を分ちあたへらる。」また嘉永明治年間錄安政十年十月五日の條に。回向院より地震壓死の者を處葬せん事を幕府に請ふ。今般御府內大地震に付。町々にて壓死數多有之候趣承知仕り。歎ケ數奉存候。依之右死亡の者引取人無之分は。其町々より愚院へ相送候はゝ。懇に相葬り。文化三寅年三月燒亡。溺死の通り。永世回向仕り度存奉候。尤も古來より町々行倒れ死骸等相送候節は。回向料として竝に諸入用其町內より鳥目一貫文づゝ差越し。受納回向仕り候へ共。此度の儀は町々一統難儀仕り候儀故。爲聊共入用等相懸候ては迷惑も可有之と奉存候間。今般送葬の分は。一切回向料等受取申さず相葬り回向仕り度云々。」又震災に付き。萬石以下の諸士に金を貸與し或は下賜す。萬石以下拜借金高千石三十五兩割。無利足十ヶ年賦返納。少給分は被下切に相成候。」幸橋御門外。淺草廣小路。深川海手新田町等へ。御救小屋御取建。日々御救飯被下。依之有德者より品々施物有之。此時仙臺家より米一萬俵を施行すと云。」此度地震。出火に付ては。銘々家作の都合も可有之に付。屋敷相對替致し度面々は。年限不相立候ても。願書差出不苦候。右の外。地震出火に付。材木類を始め諸色とも直上申間敷。或は諸職人手間賃銀引上申間敷。或は世上一般材木其外差支を思召し。御城內すら御締り向の外其儘御差置被仰出候間。諸家にても其段相心得。普請成丈手輕に致すべし。或は諸大名居屋敷。地震。火災難儀たるべく間。勝手次第御暇被下。或は燒金銀は金銀座へ可差出。或は馬喰町。其外諸拜借金。年延被成下。或は歲暮祝儀老中若年寄へ不及相越。或は諸家供廻り減少。或は地震に付死亡人供養の爲め回向院其外數寺に於て。施餓鬼修行被仰付。其外達書觸書數通有之。爰に略す」とあり。明治二十年一月十五日午後六時五十二分神奈川縣下震ひ。横濱甚し。去れども安政の如きにあらず。又同二十二年熊本に大震あり。明治二十四年十月二十八日。愛知。岐阜の大震あり。廿七年六月二十日。東京近傍地震あり。壁崩れ瓦落つ。廿九年六月十五日午前八時三陸地震及海嘯あり。三十三年八月十日午後三時陸奥國八戸近傍地震ありたり。

チシムゴダイ 地神五代。天照大神。(又號ニ大日孁尊。伊弉諾尊御子)。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊(天照大神之御子)。天津彥彥火瓊瓊杵尊(天忍穗耳尊之御子)。彥火火出見尊(瓊瓊杵尊第二御子)。彥波瀲武鸕鷀羽草葺不合尊(彥火火出見尊御子)。

チシヨ 地所の所有及使用權は上古より天皇の臣下に許さるゝに由りて發生し。因襲の久しき。臣下相對を以て其の權利を賣買したりと雖も。要するに是私の事にして。明治に至るまでは。法律上其の所有權を認めらるゝには至らざりき。

【地所々有權】土朝の時土地の賣買を許さず。唯〻錢を以て賣買する者のみ賣買を許す。當時錢の使用を厭ひし者多きに因り。其の購買力を示さんとの政府の奬勵策なりき。猶田制の條下に詳にせり。

青標紙に云く。【一屋敷見立願】元文三午年七月十一日本多中務大輔殿御渡。拜領屋敷無之輩見立願相濟候後。是迄は屋敷場所年貢地をも相願候得共。向後は年貢地相願候事無用に候。此段可被達置候。【拜領屋敷格坪覺】〇五百坪(三百石より九百石迄)〇七百坪(千石より千九百石迄)〇千坪(二千石より二千九百石迄) 〇千五百坪(三千石より四千石迄)〇千八百坪(五千石より七千石迄)〇二千三百坪(八千石より九千石迄)〇二千五百坪(一萬石より二萬石迄)〇二千七百坪(二萬石より三萬石迄)〇三千五百坪(三萬石より四萬石迄)〇四千五百坪(四萬石より五萬石迄)〇五千坪(五萬石より六萬石迄)〇五千五百坪(六萬石より七萬石迄)〇六千五百坪(八萬石より九萬石迄)〇七千坪(十萬石より十五萬石迄)。向後被下屋敷坪數大方此通相極可申候。乍然人に依樣子に依。其時に至增減可有之旨元祿六年八月六日阿部豐後守殿被仰渡〇一五百坪(御書院番。御小性番)一四百坪(新御番。大御番)。一三百坪(小十人。醫師)一二百坪(小役人)。一百五拾坪(坊主衆。但當時百坪に成る)。向後於本所屋敷被下候旨右之趣可相心得元祿二巳六月廿一日大久保加賀守殿。中坊長兵衞詰番之節被仰渡也。」元祿十四巳年六月朔日御番衆新規屋敷被下候。其以後坪數相濟候覺。一九百坪(千七百石)〇七百坪(千石)〇六百坪、九百石) 〇三百坪(二百俵)〇二百坪(百五十俵)。右之外御小性組御書院番に五百坪つゝ」〇享保十巳年四月十五日左近將監殿御渡被成候御書付。一貳千坪(御側衆大番頭下屋敷)。千五百坪 (高家衆下屋敷)()坪數貳百坪つゝ被下候者之部。御賄頭。御細工頭。小普請方。御大工頭。

御作事下奉行。小普請方改役。御鷹匠。御鳥見。御天守番。富士見御寶藏番。支配勘定。御徒目付。御賄調役。火之番。御侍。添番。御臺所人。進物取次上番。植木奉行。押御太鼓役。御具役。御庭方。御徒押。御提灯奉行。黑鍬頭。御中間頭。御小人頭。御駕籠頭。欠所物奉行。小普請方吟味役。○坪數貳百坪以下百坪以上被下候者之部。學問所勤番。小普請世話役。御普請方。○坪數百坪つゝ被下候者。諸組同心。評定所書役。小普請方吟味手傳役。漆方手代。油方手代。伊賀者。大筒下役。御作事下役。御屋敷御用部屋書役。小普請方改役下役。御天守番下番。伊賀格吟味役。進物取次下番。御作事方書役。富士見御寶藏番下番。○坪數七十坪つゝ被下候者。御中間。御小人。六尺。御普請方下役。御掃除之者。仕丁。小間遣。御下男。御口之者。御鷹部屋御門番人。吹上御普請方之者。吹上御庭之者。黑鍬之者。小普請方改役物書。右之趣向後屋敷相渡候節坪割可被致候。右之外三十三年以前。元祿六酉年被仰渡候格坪之通可被相心得候。○一屋敷相對替之事。寛政五年八月奥御右筆衆へ問合。附。屋敷拜領致三ヶ年相立願候得者。逢對替濟候事○一旦逢對替致候上。又逢對替致候儀拾ヶ年相立候上相願可申事。○切坪替致殘坪逢對替致候分は年限之無差別相濟候事。」萬石以上(坪數多くは一萬坪位狹くは千坪位迄)。○五千石以上(坪數廣くは六七千坪位狹くは七百坪位迄)。○三千石以上(坪數廣くは三四千坪位狹くは五百坪位迄)。○千石以上(坪數廣くは千七八百坪位狹くは五百坪位迄)。○三百石以上(廣くは千坪餘迄狹くは二三百坪位迄)。○百石以上(廣くは五六百坪位狹くは百五十坪內外迄)。○百石以下にても御目見以上。」御目見以下。席以上(廣くは三百坪內外迄狹くは百坪內外迄)。席以下(廣くは二百坪餘迄狹くは五六十坪迄)。右之外時之勤柄に依御足高にも寄屋敷廣くも逢對替願相濟候事。右文政年中御普請奉行へ問合之答書也。【組合屋敷替屆之事】組合內屋敷替有之。雙方引移相濟候はゝ。頭取より辻番頭御目付え可相屆。屆方は何町何々誰頭取。辻番組合之內此度屋敷替仕。雙方(今日。明日朝)引移申候。組合御割入可被下候。則書附(別紙。左に)相認差出候旨相屆。高何程御役名何之誰儀。此度拙者組合何之誰屋敷へ引移申候。高何程(御役名)何之誰此度拙者組合何之誰屋敷へ引移候旨。雙方名前高附等認屆候事。但引高に候はゝ引高何程と可認候事。右は頭取より相屆候事に候得共。組合仕來にて(當人歟。又は年番。月番より相屆候ても。仕來之上は請取相成候事。右屆置候得者。追而懸り御目附より割入差圖有之候事。【抱屋敷讓渡之事】寛政四子年八月七日細川越中守家來より問合。濟松寺領。牛込和田外山屋敷。丹羽式部少輔樣御所持之抱屋敷。此度細川越中守娘え讓受申候。依て同所組合辻番之儀如何相心得可申哉。附。書面抱屋敷辻番所え組合入に不及。向後屋敷內之異變者御屆之上。御目付方見分可有之候。尤構外異變は其場所支配候寺社之代官にて取扱候事。【抱屋敷讓渡先例】寛延二巳年二月二十二日堀田相模守殿御渡。○新規に抱屋敷出來候儀者決而不相成候。○御三家諸大名を始惣て御目見以上之分は。由緒無之候共。相互に讓渡。讓受候樣に可被致候。但抱屋敷二ヶ所迄は不苦候。其餘は難成候。只今迄持來候分は不苦候○御目見以下竝陪臣寺社。百姓。町人より御目見以上之面々え讓渡候儀。由緒無之候ても可相濟候。○御目見以上之面々より讓渡候儀は。陪臣百姓え者由緒無之候ても不苦候。寺社。町人えは可爲無用候。但百姓所持之抱屋敷圍等も有之候はゝ。讓受抱屋敷に致候儀不苦候百姓所持之畑地を讓受抱屋敷に致候儀者可爲無用候。○御目見以下竝陪臣。寺社百姓。町人由緒無之候共相互に讓渡。讓受候樣可致候○右之內武士より町人え讓渡候儀者可爲無用候。町人にて武士え讓渡候儀者不苦候。百姓所持之抱屋敷を町人え讓渡候義者難成候。寺社抱屋敷は由緒無之候共讓渡候儀。武家町人之無差別可相濟候。○惣て抱屋敷を百姓え還候儀は。御目見以上以下。何方より願出候共。由緒無之候ても可相濟候。○家來所持之抱屋敷。同屋敷を主人屋敷に仕候儀。又は主人所持之抱屋敷。町屋敷を家來に遣候儀。由緒無之候とも可相濟候。惣て讓渡候抱屋敷を又候外え讓渡候儀。年數は無差別可相濟候。○町屋敷讓渡之儀は。百姓町人えは難成候。○抱屋敷相對替之儀も。向後讓渡讓受之通相心得可被取計候。右之通屋敷改え申渡候間可相心得候。【讓田地之事】父兄より讓たる田地。其家相續之子孫の外に讓渡したる分は。子弟といふとも相互に讓渡證文。村役人加印書以取置。其外親類等由緒有之。讓渡禮金受取讓候儀御停止なり。表向者讓田地之文言にて。內々金銀取たるは永代賣同然之御仕置可相成。親類緣者にも無之。無緣之ものえ田畑可讓渡謂無之候に付。若無緣之もの讓地等有之證文面禮金等之文言無之共。及出入吟味に成時は。讓渡仔細能く可相糺。他人え無由緒由地可讓筋無之。尤家來筋之ものえ與候儀は格別なり。孰も讓地或は質流地又は山林。町屋敷等買請たる時は。早速名主五人組え斷。當時之持主名前に名寄帳書改め可申。若名前書改無之分出入等に相成候得者。取上地に相成候事。【地所賣買】寶永三戌年正月。町屋敷賣買之節。町禮かろく致し。芝居遊山等可相止旨達。一町中家屋敷賣買之節。名主差圖に而。町禮之金銀大分出させ。其上芝居又は船遊山など望候而振廻致させ。竝諸勸進之儀。名主贔負を以。無躰に奉加付させ。物入

チシヨ

多く。町人共別而致迷惑候由相聞。名主共仕形不屆至極候。相定候町禮は隨分かろくいたし。振廻は堅相止可申候。此上名主共非分成儀於有之は。急度可申付候間。早速町人共可訴出候。此旨町中可相觸候以上。」また寶永五子年六月。家屋敷賣買之節町禮之定。一。町中に而家屋敷賣買候節。町禮かろく致し。振廻等堅無用可仕由。前方相觸候處。今以掛り物多く。町人共致難儀候由相聞候。畢竟名主共仕方不屆候。依之向後員數を定め觸候之間可存其旨候。一。分一金は百兩に付貳兩に可相定候。貳兩より內出し來候町々は只今迄之通可仕事。一。間口代金町役に無構。名主え銀貳枚。五人組に金百疋宛。町中家持壹人に鰹節壹連宛可遣事。但右之員數より內出し來候町々は。只今迄之通可仕事。一。右之外音物振舞堅仕間敷候。並家持附替候節。家守。町禮可爲無用事。右之趣堅可相守候。畢竟名主共以了簡。任勝手仕儀に候。向後外に事寄。少々成音物又は振舞等請候儀相聞においては。急度曲事に可申付候。此旨名主共並町中え可觸聞者也。」享保元年九月又達あり。間口並代金。町役に無構。名主へ銀五枚。五人組へ金百疋。町中家持一人へ鰹節一連つゝと定む。享保十五戌年八月。家屋敷賣買並家質書入之節手付金請取渡之定。覺。家屋敷賣買並家質書入之節手付金之儀。先年も相觸候通。名主。五人組え相屆。請取可申候。自今相對にて手附金取引いたし。公事合に成候共。裁許無之候間。其旨可相心得事。右之通町中不殘可相觸候以上とあり。慶安四卯年二月。家賣買の儀。名主。五人組加判可致達。一。家賣買の儀は。町之名主。五人組加判にて賣買可仕候。家守留守居致二吟味。手形取可レ申候。縱令借金にても沽券候上。公事出候共。斯の如く御捌可被仰付事。

【土地臺帳】寬永四辰年九月。大名並侍衆之屋敷其外共。帳面に作り。町年寄方え差出之事。一。此以前も相改候通。町中に大名衆並侍衆之屋鋪。御扶持人衆。同醫者衆之屋敷。出家衆之屋敷有之候はゝ。誰人の屋敷守誰と有體に書付。帳面に作り。町中連判仕。町年寄方え持參可被申候。若本屋敷主之名を隱し置。家守之名許を書付。帳面上け置候以後。其かり名之家守惡事仕出し候歟。又は欠落なと仕候はゝ。其屋敷□□被成候間。自今以後此旨本屋敷主方え申斷。少も違背無之樣。入念可申觸事、(德川禁令考)。

明治元年太政官達を以て。身分違の者百姓。町人の地面を買取る時は。名代人を出し。村內町內の諸役を勤めしむ。

明治四年東京府下武家地。町地の稱を廢し。初めて地券を發行し。地租を納めしむ。

明治五年太政官第五十號布告を以て。地所永代賣買從來禁制の處後來之を許し。同年大藏省第二十五號を以て地所賣買讓渡に付。地券發行規則を定む。同年太政官第百二十四號を以て。外國人に地所賣渡並に地券書入を禁ず。七年第百四號布告を以て賣買の節。地券書替へさる者に罰金を課す。十三年第五十二號布告を以て。土地賣買讓渡規則を定む。二十二年三月地券を廢し。地租は土地臺帳に登錄したる地價に依り之を課することゝし。土地臺帳規則を定め。土地所有權の移轉及び質入の登記をなし。登記所は其の都度土地臺帳所管廳に通知せしむ。市の臺帳は府縣廳に於て。町村の臺帳は島廳。郡役所に於て。市制の未だ行はれざる區の臺帳は。區役所に之を保管するなり。同年八月法律第二十二號を以て。田畑地價特別修正の事あり。地價を定めたる折。他地方に比し高率に定めたるに依り。人民の重租を負擔するを訴へしかば。該地方の地價を改定せしなり(猶居留地の條を見るべし)。

【地所書入質入】チショテイタウを見よ。

【貸地】苛標紙に曰ふ。貸地先例。享保四亥年八月二十七日井上河內守殿御渡。拜領屋敷他え貸置。自分は外に罷在候儀は有之間敷事に候間。其旨可相心得候。右屋敷に罷在候而屋敷之端を親類に貸置。住宅爲致候義は不苦候。他へ貸候儀は可爲無用候事○御役屋敷抔え引越罷在候者。拜領屋敷を他へ貸候儀は不苦候。然共他之者に家作爲致置候儀は可爲無用候事○幼少之者一類方え引取置。跡屋敷外え貸置候義は不苦候事○町屋敷は勿論之儀。與力同心抔之屋敷。前々より貸來候分は格別。其外は輕者共屋敷貸候儀頭支配え相達差圖次第貸可申候事○火事に逢候者當分普請難仕に付明置。外に住居仕候儀は不苦候。右屋敷を外え貸候儀は可爲無用候事○右之通に付屋敷借罷在候者。借地引拂之儀。來年中可限候以上○此節赤坂溜池端屋敷有之候御旗本衆十三所。拜領屋敷住居不致。他之者え貸置候に付何も屋敷被召上候○近例。文政十亥年夏中貸地御改有之所々にて御旗本方屋敷上る。此節地借人改有之候に付心得書○御三家方御三卿方。其外萬石以上以下。藩中。並扶持人。諸科醫師。鍼治。導引之類。樂人。猿樂。御用達町人。又は御用達諸棟梁之分。武術師範。歌學者。儒者。素讀指南。書家手跡指南。畫家。賤方。點茶。挿花。聞香。蹴鞠。連歌。俳諧。圍碁。將棋指南。浪人にても武家方家來名目有之。檢校。勾當之類。何れも其頭支配え屆可相成候程之者は差置不苦。但三味線指南は盲人に限。尤芝居え出る者は不相成○寺院之隱居。修驗者。卜筮之類。屋敷外え水茶屋に類し葭簀張致候類。是迄有來之分。都而此類場末之小屋敷。小給之御家人地面等に差置候類。見計可有之事。

【地上權】民法實施に付き。始めて地上權の保障を規定せられ。三十三年三月。法律第七十二號を以て。本法施行前より現に使用する土地は地上權者と推定せらる。

【土地檢査】昔之を檢地と云ふ。租税其の外の關係あるを以て。古來時々之を測りし事あり。田制の部に見えたり。

【地所名稱】享和元年二月屋敷改役の指令文中に云く。【抱地】と申候は。圍家作は相成不申候。場所野田之(之字下恐脱地所二字)を所持仕候を抱地と唱申候。【抱屋敷】と申候は。圍家作等相濟候場所を抱屋敷と唱申候。但抱屋敷之内に而も。圍取計。家中何十坪相濟候抱屋敷も有之。又何千坪之內。狹圍何百坪相濟候屋敷も有之候。【町屋敷】と申候は町奉行一手之支配場所を町屋敷と唱へ申候。【町竝屋敷】と申候は町奉行と御代官兩支配之場所を。町竝屋敷と唱へ申候。尤御代官支配には限り不申。私領。寺社領に而も。町奉行支配と兩支配に御座候得ば町竝屋敷と唱へ申候。【賃銀附抱屋敷】と申候は。百姓名前に而所持仕候抱屋敷。天明六丙午年御改に而。直名前に相成候分。竝其後百姓地新規抱屋敷相成候分。役人足賃銀取立申候。圍壹間に付。此賃金五匁三分。人足五人。但壹人に付壹匁貳分。家作拾坪に付。人夫五人。右同斷。右之通。毎年十二月中私共御役方に而取立相納申候。右を役人足賃銀附抱屋敷と唱申候とあり。

明治六年三月第百十四號布告を以て地所の名稱區別を制定す。七年十一月第百二十號布告を以て。又之を改む。曰く。【官有地】第一種。地券を發せす。地租を課せす。地方税を賦せさるを法とす(十二年第三十四號布告を以て區入費を地方税と改む)一皇宮地。皇居離宮等を云。一神地(伊勢神宮。山陵。官國幣社。府縣社。及び民有にあらさる社地を云)。第二種。地券を發し。地租を課せす。地方税を賦せさるを法とす。尤府縣所用の地は地券を發せす。唯帳簿に記入す。(八年第百十四號布告を以て但書共改正。十二年第三十四號布告を以て區入費を賦すとあるを。地方税を賦せさると改む)。」但此地にある官舍を貸渡す時は借地料を賦すへし。」一皇族賜邸。」一官用地(官院省使。寮司府藩縣(本支)廳。裁判所。警視廳。陸海軍(本分)營其他政府の許可を得たる所用の地を云)。」第三種。地券を發せす。地租を課せす。地方税を賦せさるを法とす。(十二年第三十四號布告を以て區入費を地方税と定む)。但人民の願により右地所を貸渡す時は其間借地料を納めしむへし。(十二年第三十四號布告を以て借地料以下改正)。一山嶽。丘陵。林藪。原野。河海。湖沼。池澤。溝渠。堤塘。道路。田畑。屋敷等其他民有地にあらさる者。一鐵道線路敷地。一電信架線柱敷地。一燈明臺敷地。一各所の舊跡名區及び公園等民有地にあらさるもの。一人民所有の權利を失せし土地。一民有地にあらさる堂宇敷地及び墳墓地。一行刑場。」第四種。地券を發せす。地租を課せす。地方税を賦せさるを法とす。(十二年三十四號布告を以て。區入費を賦するとあるを地方税を賦せさると改む)。一寺院。大中小學校。說教場。病院等民有地にあらさるもの。【民有地】第一種。地券を發し。地租を課し。地方税を賦するを法とす(十二年第三十四號布告を以て區入費を地方税と改む)。一人民各自所有の確證ある耕地。宅地。山林等を云。但此地賣買は人民各自に任すと雖も。潰し地開墾等の如き。大に地形を變換するは。官の許可を乞ふを法とす。一人民數人或は一村或は數村所有の確證ある學校。病院。郷倉。牧場。秣場。社寺等官有地にあらさる土地を云(本項は元第二種なるを。九年第八十八號布告を以て第一種に合す)。但此地賣買は其所有者一般の自由に任すと雖も。潰地或は開墾等の如き大に地形を變換するは。官の許可を乞ふを法とす。」第二種。地券を發して地租地方税を賦せさるを法とす(九年第八十八號布告を以て。本項元第三種なるを第二種と改む。十二年第三十四號布告を以て。區入費を地方税と改む)。一官有にあらさる郷村社地及び墳墓地等を云ふ。(八年第百十四號布告を以て本項改正)。一民有の用惡水路。溜池敷。堤敷及非溝敷地。(八年第百五十四號布告を以て本項追加)。一公衆の用に供する通路(十三年第四十三號布告を以て但書共追加)。但其地形を變換するときは管轄廳の許可を請ふへし」とあり(地券は同二十二年廢す)。

【耕地】明治三十二年三月法律第八十二號を以て。始めて耕地整理法を定め。耕地の利用を増進する目的を以て。其所有者共同して土地の交換若くは分合。區劃形狀の變更及道路。畦畔若くは溝渠の變更。廢置を行はしめ。府。縣。郡。市。町。村其他公共團體の公用に供する土地。宅地。名勝地。舊蹟地。古墳。墓地。墳墓地。社寺境內地。鐵道用地。及軌道用地を除き。之を施行し。設計書及び規約書を作り。地方長官を經由して。農商務大臣の許可を申請せしむ。

【林野】明治三十二年三月。法律第八十五號を以て。國有林野法を定む(サムリムを參看すべし)。

【土地收用】德川氏の頃。公用の爲め町村の移轉を命する時は。之に代地を與へ。移轉料を給するの制あり。明治六年一月十五日。太政官達を以て。鐵道建築用地所引渡方を達す。八年太政官第百三十二號達を以て。公用土地買上規則を定む。二十二年法律第十九號を以て之を廢し。土地收用法を定め。公共の利益となすべき事業の

チシヨ

爲め。之に要する土地の收用又は使用するの必要あるときは。內務大臣に稟請し。內閣の認定を得て。地方長官は之を公告し。後之を所有者に通知し。審査會の評決を得て。相當の償を拂ひ之を收用することゝ定む。三十三年三月。法律第二十九號を以て之を改定す。

【屋敷】以上にて畧ぼ地所に關する諸般の項を盡くしたるが。尙屋敷宅地貸地等につき。大日本租稅志其他諸書に散見する條あり。左に抄錄して參考とす。大日本租稅志に【宅地の制】を記して曰ふ。神武天皇二年二月二日。天皇功を定め賞を行ふ。道臣命に宅地を賜ひ。築坂の邑に居らしめ。以て之を寵異す。亦大來目をして畝傍山の以西川邊の地に居らしむ（日本書紀）○持統天皇五年十二月八日詔。右大臣に宅地四町。直廣貳以上に二町。大參以下に一町を賜へ。勤以下無位に至ては其戶口に隨ひ。其上戶は一町。中戶は半町。下戶は四分の一。王等も亦此に准せよ（日本書紀）○令。凡そ宅地を賣買するは。皆所部の官司を經て申牒し。然して後に之れを聽るせ（田令）○聖武天皇天平六年九月四日。難波の京に宅地を班ち給ふ。三位以上には一町以下。五位以上には半町以下。六位以下には一町を四分するの一以下とす（續日本紀）○淳仁天皇天平寶字五年正月二十一日。諸司の史生以上に宅地を班ち給ふ（續日本紀）○桓武天皇延曆十二年九月二日。菅野眞道。藤原葛野麻呂等を遣し。新京の宅地を班ち給はしむ（日本紀畧）○後一條天皇長元三年四月二十三日。仗議あり。諸國の吏の居處は四分の一の宅に過く可らす。近來多く一町の家を造營して。公事を濟さす。又六位以下の築垣。竝に檜皮葺の宅は停止すへし（日本紀略）○白河天皇應德三年十月二十日。新に後院を建て。凡そ百餘町を卜して。近習卿相侍臣地下雜人等に各家地を賜ふ（扶桑畧記）。また中古の制同書に。按鎌倉府以來。村落の宅地は概ね陸田に準して。稅を課し。市街の宅地は地子を課し。或は之を免除す。而して市街の宅地は。八尺寸を爭ひ。遂に官地を蠶食するあり。是を以て寬元三年四月。保奉行に下知して。町家を作るに漸々路を狹はめ。小家を溝上に架造する等の事を禁す。此法延て後世に至れり。文祿中豐臣氏宅地を丈量す。其尺度は方六尺三寸を以て步とす。德川氏は方六尺一分を以て步とし。其地瘠土と雖も上畠に准す。四圍內の畠林藪の如きは。此制に非ざるなり○龜山天皇弘長二年五月二十三日鎌倉府令。洛中の屋地に於ては。前々少しく沙汰ありと雖も。自今以後沒官領の外は沙汰に及ふ可らす。但仁治以往の成敗狀を帶るの輩に於ては。西國堺の事に准し其沙汰ある可し。（式目新篇追加。按東鑑建長六年十月二日の條に云。西國堺相論の事其沙汰あり。一向に本所の成敗たるへきを以て。訴訟ありと雖も。召決するに及はすと。蓋し洛中の屋地沒官領の外は。總て本所の處分に任すへきを謂ふなり）。弘安中。東大寺領今小路沽却券文。敷地口三間。奧半町は七尺の間定なり。定地子は七百文（東大寺古文書）○應永二十一年十二月十三日。僧性秀相傳私領の屋敷を僧進叟に永代讓與す。其狀に曰く。件の屋敷は重代相傳の私領なり。別段の由緒あるに依て永代を限り。進叟に讓渡す所實正なり。子々孫々の中違亂を爲者あらは。不孝の仁として罪科に行はるへきなり。仍て末代の爲　讓狀件の如し（妙興寺文書）。○後土御門天皇文明十三年九月十八日。足利義尙相賀民部瑞榮に買得たる屋地を買券に任せ。知行せしむ（政所賦銘引付）○天文二十年三月。足利義輝。三好長慶をして洛中の地子錢を徵納せしむ（武家事記。京都將軍家譜）○正親町天皇天正元年七月織田信長令。京中の地子錢は永代赦免す（和翰集要）○後陽成天皇天正十六年閏五月十五日。關白豐臣秀吉肥前國長崎町中の地子を免す（長崎實錄大成）○文祿三年六月十七日秀吉檢地條例。田畠屋敷は六尺三寸の竿を以て。五間に六十間。三百步を一段として檢地すへし（伊勢國檢地帳）。

德川氏の時。江戶の市街宅地は。神祖入國の時。移住民に賜はりし者。多くは京間にて間口五間。奧行二十間とす。之を一小間と云ふ。之を二人にて買ひて分けたるものあり。二軒分を併せたるもあり。又御家人の拜領地を商人の借りたるもあり。拜領地は賣るを得さりし制なり。而して市街宅地は三府とも無稅たり○東山天皇元祿七年四月征夷大將軍德川綱吉檢地條例。屋敷は古來上畑に准すれは。石盛も上畑と同一たるへし。但百姓居屋敷四方各一間を除くへし。間口五六間までの小屋敷。又は比家の隣屋敷經界垣一重等の所は適宜之を除くへし。又古檢の外新屋敷或は惡地にても。居屋敷は上畑に准すへし。若し新規の屋敷を請願するものあらは。右の旨趣に據り授與すへし。（飛驒國檢地帳。牧民金鑑。檢地法）○中御門天皇。享保二酉年十月十日。觸書。百姓地に近年抱屋敷屋多有之候。御鷹場之障にも罷成。其上猥に抱屋敷所持は無益之事に候條。右之趣を以。抱屋敷構之圍取拂可申候。勿論新規之抱屋敷可爲停止事とて。一般に抱屋敷を禁じ。陪臣浪人町人は特別の許可を得るに非れは抱屋敷を禁せられたり。○桃園天皇寛延二年二月德川家重達。新に抱屋敷を爲すを禁す。三家諸侯を始め。總て目見以上のものは。互に相讓與するを許す。但抱屋敷は二所に過くるを禁す。從來所有のものは此限にあらす。目見以下竝に陪臣寺社百姓町人より目見以上の輩に讓與するは之を許す。目見以上の輩より

の讓與は。陪臣百姓には之を許す。寺社町人には之を禁ず。但百姓所有の抱屋敷にて藩塀等あるものは。讓受抱屋敷と爲すを許す。百姓所有の畑地は許さず。目見以下竝に陪臣寺社百姓町人は。彼我讓與するを許す。但武士より町人に讓與するは之を禁ず。町人より武士に讓與するは之を許す。百姓所有の抱屋敷を町人に讓與するを禁ず。寺社抱屋敷を讓與するは。武士町人の別なく之を許す。抱屋敷を百姓に付與するは。目見以上以下總て之を許す。家臣所有の抱屋敷町屋敷を竝主の屋敷となし。又は其主所有の抱屋敷町屋敷を家來に付與するは之を許す。總て讓與の抱屋敷を外人に讓與するは。年數の多少を問はず之を許す。町屋敷を町人より百姓に讓與するは之を禁ず。私に抱屋敷を交換するは。以後讓與讓請の如く處分すべし(正寶事錄)○三年六月六日達。屋敷年貢は其の村上畑の取箇を命じ。田畑損毛あるも屋敷には引方なき定法なり(差出方掛留記)○後桃園天皇安永七年十二月德川家治達。都て屋敷成の畑は。段取增課を調査すべしと雖も。村數多き中には。元畑の租額に仍て貢納し。增課調査無き處有るべし。然れば屋敷畑不相當なるを以て。一村限點檢して申出づべし(牧民金鑑)○仁孝天皇天保十年五月朔日德川家慶達。江戸近村屋敷成。近年は田畑成等の名目を以て稟問し。屋敷成のことを申稟せず。鳥見竝に新地改等に照會して。障碍無ければ專斷し。武家寺社町人抱屋敷等と成れるものも之あり。右は取箇調査に關するを以て。己來屋敷成は其時々稟問すへし。從前武家寺社町人抱屋敷と成れるものは。高段別貢米永等を調査して申出づべし(牧民金鑑。差出方掛留記)○孝明天皇安政五年五月德川家茂達。新開場檢地石盛稟問の時。屋敷は地位劣れるを以て。他村屋敷に照准するもの有れども。後來屋敷の石盛は。縱令ひ位を落す例有る村に於ても之を用ひず。地味の厚薄に關せず。檢地條目の旨趣を以て。其村上畑の石盛に比准して調査すべし。但畑方石盛低く別に定りある村々は。右に比准して稟問すべし(御觸留)○年月不知。私領上知の際。穢多屋敷。牢屋敷。藏屋敷。陣屋敷等は。從前高外と爲すと雖も。別段を檢査して高に入るへし。但之を蠲除するも高に入れ。年々引と爲すへし(聞傳叢書)○屋敷の内建築の部分は。上畑に准し。四圍内の畑は。檢査して畑に相當せる位を付け。藪林等は藪錢林錢を課し。分に應せさる林藪あるものは勘查すへし(勸川雜記)。身分に應せさる廣き屋敷を有し。困窮を訴るものは。其身分適當の屋敷と爲し。殘地は上畑の内に加入すへし。若し上畑と屋敷と石盛同一なれは。檢地分割を要せす。但屋敷の石盛は上畑より或は高く。或は低くし。取箇は上畑より或は高く。或は低く。定免に收取し來るものも之あるを以て。廣き屋敷は斟酌すへし(地方取扱)。明治革新以後。宅地の制大に變更せり。大日本租稅志云。凡そ宅地郡村は從來收稅ありと雖も。通邑大都の市街地に至ては概ね地稅を免除せり。維新の初め先つ東京府下諸藩の邸を制限し。及び德川氏臣隸士卒の居宅所謂武士地を區處し。收稅の法を設け。明治四年に至り遂に市街地券法を府下に施行し。次て京阪二府其他の市街に及ほせり。是に於て闔國宅地課稅の法定まり。始て都鄙其權衡を得るに至れり。而して其市街地券法は即ち一般地租改正の權輿とす。○明治元年九月二十三日達。大小藩邸内にて邸一所。郭外は拾萬石以上は二所。拾萬石以下壹萬石に至るまては。一所を下賜すへし。但是まて受領の邸。舊に仍り拜領せんことを願ふものは。郭外のみを以てするも隨意たるべし。南は芝口川通り。東は大川端通り郭内と知るべし○十二月布告。拜領地竝に社寺等除地の外市街の地面は。向後都て町人名前の劵たるへし。身分違の者買取るときは。必す名代を出し。町内の諸役障礙なく勤めしむへし○二年五月十七日布告。壹萬石以下の邸は一所たるへし。但別邸上地なし難く。且拜借許可のものは地稅を出すへし。町屋敷受領の者は。武士地に交換を願ふへし。若し交換難澁の者は。舊に仍て下賜すへきにより。其營長に於て調査上申すへし。地稅は追て達すへし。郭外にて町地となるへき武士地は。調査上申すへし。但町地となれば。總て町内例規の如し。武士地に住居すへき者も。之に住居するを許し。地稅町費を出さしむへし。拜領町屋敷所有の者は。地稅を出すへし。宮堂上家來諸藩士等。文武の師範。又は主家邸内に在り。不便のものは。武士地拜借を聽るし。地稅を出さしむへし。從前武士地に住居の町人等。若くは町醫師用達町人角力檢校勾當等は。總て住し來る町人の部に入れ。其所年寄等。右地所拜借證文に加印して之を申請すれは。姑く住居を許し。地稅を出さしむへし○四年十月八日布告。舊來の由緒を以て。鄕士百姓町人等の内。宅地地子免除のもの。一切廢止し。自今相當の地稅上納せしむへし(事免除地條中に具れり)○十二月二十七日布告。東京府下從來武家地町地の稱。自今廢止し。一般地劵發行地租上納せしむへし○五年正月大藏省(東京府に)達。地劵發行地租收納規則左の如く處置すへし。東京中各大區を以て分界し。一小區毎に地界を正し。精密なる地圖を製し。毎分區に番號を附すへし。武家地は從來の賜邸。竝に諸縣の上地開墾地等入交り。境界坪數判然せさるを以て先つ上地跡の坪數を檢し。入札拂となし。落札の金額を以て地劵を定め。新所有主に交付すへし。賜邸は更に地代金を徵收せすと雖も。其坪數を檢し。近傍賣下地代

等に比較し。地券額を定め。從來の所有主に交付すへし。從來貸付地は其坪數を點檢し。低價を以て從前の拜借人に賣下すへきにより。地位を上中下の三等に分ち。左の低價標準を以て賣下金額を定め。上納せしむへし。上等千坪金貳拾五圓。中等同金貳拾圓。下等同金拾五圓。拜借地は低價を以て賣下すべしと雖も。比隣の地券金額と甚しき差違あるときは。以後税金を定むるに不公平を生ずべきを以て。賞地賣下價直に拘らず。近傍に比較し。適當の地券金額を定め交付すへし。從來の沽券地は區號町名番號所有主姓名。並に地所坪數沽券金額等巨細に申立てしめ。更に實地的當の地券金額を定め交付すへし。是まで開墾地の名目たりとも。現今市街の景況を爲すか。或は家宅を建設する類は。其近傍の地所に照準し。相當の地價を定め。地券を交付すへし。地券は左の樣式の如く書して。地主に與ふへし(樣式之を略す)。爾後五个年の後に至り。實地の景況により。地券の檢査あるへし。但五个年未滿たりとも。賣買するか。或は天災にて變地し。地券書替を願ふものは。此例にあらず(按當時地券京阪二府。其他各地市街皆其式を一にせり。而して郡村耕地に發行するに及び。其式を異にすと雖も。市街地券は姑く其舊式に依れり。八年十一月。地券の制改更するに至り。遂に皆同一となる。其樣式は田制總錄に記載す)。六年二月九日大藏省達。各地方市街士族卒居住地地子免除のもの。本年より上納せしむへきを以て。調査申稟すへし(按市街の地租。東京府下は既に五年より收入するを以て。他の府縣より從來無税の市街。及び士族卒邸地の處分を稟問有り。往々五年より收税すへき旨を令すと雖も。各地方中事故ありて地券の調査遷延し。猶無税の者あり。既に收税する者ありて。著手の前後均一ならす。是時始て一般に及ほせり)〇十四日大藏省達。舊藩々城郭内士族邸地は。今般各城廢存決定により。廢城は一般沽券税施行の目的を以て調査し。存城内居住の者は暫く拜借地と看做し。各邸の歩數を丈量して。近傍沽券に比準し賦税すへし〇五月二十八日布告。皇族邸地。自今一邸三千坪以下に定めらる(按先に地所名稱區別の定め有り。皇族邸地は皇宮地に屬し。地券を發せす。其坪數を帳記するに止れり。翌七年に至り。名稱區別改正あり。是地即ち官有地の第二種と定めらる)〇二十九日大藏省(東京府京都府に)達。今般皇族邸地坪數制限定めらるゝの處。現在の地は改むるに及はす。今後移邸等せらるゝときは。定規に據るへし。但別邸は一般成規の如く收税すへし〇七月二十八日布告。家作ある一區の地は。自今總て宅地と唱ふへし〇同日大藏省達。郡村宅地等地價定め難き場所は本村耕地の平均。又は隣村宅地の比較を以て定むへし〇八年七月八日。地租改正事務局議定出張官員心得書。市街宿驛等の如き人戸稠密商業繁昌なる宅地は。普通の耕地に比し。高價なるは當然なり。故に賣買の地價。並に相對貸地料等の比準を酌量し。本町裏町等便否の地位を等差して。價額を調査すへし。郡村の宅地は。其村耕地の平均を準的となし。或は畑地上等の價額を參照し。其地位の等級に應し調査すへし〇十二月二十五日。地租改正事務局別報。市街地改租の際。從來坪數の稱呼を用ひし地。段別と兩岐に渉り。其措置支障あるものは。漸次段別に更正すへし〇二十八日。地租改正事務局別報。市街地の丈量は釐位にて四捨五入と爲し。積算は勺位にて四捨五入と爲すへし〇九年一月二十五日。地租改正事務局達。山野の嶮岨を鑿平し。河海池沼等を埋堆し宅地となし。非常の勞費あるものは。耕地同樣相當の免税年期を附し。申稟すへし。但田畑及び荒蕪平坦の地を宅地となし。又は宅地跡の草萊瓦石等を芟除し。宅地に復する等は。此限にあらす〇二月八日地租改正事務局別報。市街地丈量左の如く更正す。壹釐未滿切捨釐位に止め(釐とは六尺の百分一。即ち六分を謂ふ)。積算は壹勺未滿切捨勺位に止むへし(勺とは段別壹歩の百分の一を謂ふ。即ち百歩何合何勺となるの類)〇三月七日地租改正事務局別報。「市街地租改正調査法細目左の如く定む。市街の丈量は最も緻密を要す。舊沽券税發行の際。匆卒に丈量をなし。或は舊來帳簿上に記載の坪數に據り書出せしものは。此際更に悉皆調査すへし。丈量に臨み。家屋櫛比の地にして。一宅地の表裏奥行等屈曲あるものは。實測現歩數を得ると甚た難し。依て初に該町の表通り裏通り横町の四方を丈量して。總坪數を算定し。然る後一宅地毎に丈量をなし。其坪數を通計して。初に算定せし總坪數に照し。差違なきを要すべし。宅地一區内に籠る田畑は區別に及ばず。宅地を以て丈量すべし。市街地内に籠り。宅地と別區域をなせる田畑林等は。郡村耕地に準して丈量すべし。丈量檢査了て。後地位等級を定むべし。先つ各宅地各町の等級を定め。次て各小區より各大區の等級を定むべし。一宅地の内表坪裏坪地位の差あるものと雖。分別せす一宅地を以て等級を定むべし。各宅地の等級を定て後。一市街を通觀し。各町の等級を定むべし。各宅地各町の等級を定て後。一等町の何等地は。二等町の何等地に當るかを推究し。各等級に就て其比較を定むべし。各町の等級を定て後。各小區大區の等級を定め。而して之を大觀し。彼此の權衡を推究すへし。凡そ一區域をなせる田畑。若くは林等あれは。郡村の比準を以て。別に等級を設くべし。地位の等級決定の上地價を算すべし。地價は等級を基礎とし。貸地料と賣買代價を參酌し。各地の

チシヨ

比準を以て定むへし。一宅地表坪と裏坪と地位の差あるとき。裏坪の地價は表坪より若干の減差を以て參酌し。該地相當の地價を定むへし。市街地價は百坪若干と計るへし。但官民の便宜に因り。段別に改むるものは此限に非す。貸地料より地價を算するには。先つ各小區內にて同等なる數町に就て之を調査し。地位の等級を區分し。改正後の區入貸地租の割合を以て。利子若干を算出すへし。貸地料より地價を算するに方り。利子は五分までを用ふへし。賣買價は昂低常ならすと雖も。凡そ賣買の中位を取り。各等級を區分して調査し。貸地料より算する地價に照し。參酌すへし。別區域をなせる田畑林等あれは。郡村の調査に準し地價を定むへし〇十九日地租改正事務局別報。八年十二月。市街地從來坪數の稱呼を用ひしもの。段別に更正するも妨けなき旨達せし處。右は名義のみ市街地にして。其實況は郡村宅地と大差違なく。官民共に不便に屬するものを。段別に更正するの趣意なり。由て普通市街地は改租後と雖も。坪數の稱呼を用ふへし〇十年五月八日(地租改正事務局大藏省)達。非常勞費開墾宅地處分の事。左の如く更正增加す。地租改正後。民有山野の嶮岨巖石等を鑿平し。或は池沼の類を埋堆して宅地となし。非常の勞費あるものは。費力の淺深を審査し。相當年季を定め。年季中素地の地價に據り收稅し。其他河海湖水等を無代下與し。之を埋堆して宅地となすものは。相當免稅年季を付與すへし。但年季は申稟して之を定むへし。地租改正後民有の田畑。及ひ野を宅地となすものは。改正地價を存する期限中は。素地の稱に仍るへし。民有の山野池沼等。耕地に開墾の許可を得て。鍬下年季中。其所有主の便宜により宅地となすものも。年季中は耕地と一般鍬下地の舊に仍るへし。荒地免稅年季中宅地となすものは。宅地となりたる翌年より。該宅地相當の地價を定め課稅すへし。但池成沼成等の荒地を埋堆し。宅地となすか如き。非常の勞費あるものは。申稟を經て其の年季中免稅となすへし。明治三十二年より五年限り。市街宅地は地價の百分の五を以て地租の率とせり。

チシヨウノゴク 治承之獄は。日本歷史問答に云。平氏の權勢日を逐ふて盛なるに至れば。之れを嫉忌する者亦隨ひて生せざるを得ず。治承元年。後白河法皇の寵臣。權大納言藤原成親。其子成經。源行綱。平康賴。及僧俊寬。西光等。法皇の密旨を奉して。鹿谷に會し。平氏を滅さんと計る。時に行綱約に背きて。淸盛に內通せしかば。事忽ち露はれ。皆捕へらる。さて。成親は配所に殺され。西光は斬られ。成經。康賴。俊寬の三人は鬼界島に流さる。されど淸盛は尙ほ以て足れりとせず。深く法皇を怨み奉り。將さに兇暴の行あらんとせしが。重盛の諫によりて漸く思ひ止りぬ。之を治承の獄と云ふ。

チシヨテイタウ 地所抵當。租稅志云。古は田率ね口分田なり。私に典賣すへからす。其典賣する者は。墾闢の私地のみ。後來班田の法漸く廢れ。民皆其田を私有す。是に於て典賣日に盛なるに至れり。」今その田宅質入の事に係る事項を下に揭ぐ。天平勝寶三年九月四日。太政官符に。一禁ニ斷出ニ擧財物一以ニ宅地園圃一爲レ質事。右豐富百姓。出ニ擧錢財一貧乏民宅地爲レ質。此至ニ於責急一自償ニ質家一無レ處ニ住居一遂散ニ他國一既失ニ本業一或民弊多。爲レ蠹實深。自今以後。皆悉禁斷。若有ニ先日約契者一雖レ至ニ償期一猶任ニ住居一稍令ニ酬償一(類聚三代格)。法曹至要抄以ニ田宅一不レ可レ爲レ質事と云ふ條に。此文を引て云。案レ之以ニ田宅之類一不レ可レ爲レ質之旨。格制嚴重。是則爲レ令ニ百姓安堵一也。若無レ妨ニ民業一者。至ニ于償期一可レ令ニ稍補一また以ニ質券一不レ可レ領ニ田宅一之條理。以無レ疑矣といへり。」延曆二年。十二月戊申官符云。」先レ是去天平勝寶三年九月。太政官符偁。豐富百姓。出ニ擧錢財一云々(前に出つ)。至レ是勅。非ニ只綱維越一レ法。抑亦官司阿容。何其爲レ吏之道。輙違ニ王憲一出塵之輩。更結ニ俗網一宜ニ其雖一レ經ニ多歲一勿レ過ニ一倍一如有ニ犯者一科ニ違勅罪一官人解ニ其見任一財貨沒レ官(續日本紀。類聚國史。類聚三代格文小異あり)古代はかく嚴重に田宅を典質する事を禁ぜられたれど。其法制を犯すものも多かりしと見ゆ。止むを得ざる事なり。後世には其法も緩み。鎌倉時代には。沽質地も盛に行はれ。訴訟等も起りしなり。租稅志に。田地を典質すること。鎌倉の時は。概ね二十年を以て期限とし。期限中必す償ひ返すを法とす。足利氏の時。子錢母錢に一倍するときは。其田を本主に返すの法あり。織田氏。豐臣氏の時。未だ是法を講ずるに暇あらず。德川氏に至て。民間典質盛に行れ。奸詐百出。訴訟頗る多し。是を以て法制益密を加ふ。若し訴訟起るの日。一刀兩斷に裁せは。恐くは田園皆兼併の家に歸し。民皆流離せん。故に事情を酌量して。寬假に處す。務めて典質者をして流地の窮苦を免れしめんことを要するなりといへり。又田制篇。近世田制の中。田畑賣買質入處分例規の條に。田畑は永代賣を禁ず。但年季賣。本物返は禁せず。又開發新田畑。及浪人所持の田畑は。賣買を禁ぜず。田畑賣買嚴禁なるが故に。或はこれを質入書入とす。質地といへども。倍金質。賴納。半賴納。殘地。切畝歩の類は。制禁にて各罰則あり。年季を定め。名所を指し。名主の加

判せる。正しき質入書入は。期限を過ぎ返濟滯るときは。其の地を債主に入る。これを流質地と云ふ。二重に質入書入とし。及田畑を隱匿せる者は。各罰則あり。この他契約の種類に隨ひて。其處分一ならずといへり。以上二書の趣は。武家の政治となりてより。近世までの事を。總括していへる也。さて東鑑。貞永式目追加等の書に。質地小作取捌之事。年季明ヶ十ヶ年過候はゞ質地流地。但流地文言無之は。年季明十ヶ年內訴出候者濟方可申付事○年季明之質地年季明受戾候樣可申付○年季限無之。金子有合次第可受戾證文。質地名所竝位反別無之。或は名主加判無之不埒之證文。年季無差別無取上名主過料。尤名主不存加印無之は不及咎。但右金子地主相對之上地主を定。水帳可致旨名主竝一同へ可申渡。尤名主之質地相名主無之村方は。組合加印於有之は定法之通濟方可申付候○年季明不受戾候はゝ可致流地由證文。年季明候而期月より二ヶ月過訴出候は流地。但年季明不受戾候はゝ。永々支配子々孫々迄構無之旨。且又此證文を以可致支配。或は可致名田抔之文言流地の事○質地元金濟方可申付上返金滯候はゝ。地面金主へ渡流地。但直小者滯候はゝ辨させ可申事○質地證文之文言宜。小作證文不埒に候はゝ。質地定法之通裁許。小作滯之分不申付候。但又質之節增金受候はゝ。其分は又質候もの濟方可申付事()御朱印地寺社領屋敷。讓渡質入候寺社出家社人江戶十里四方追放。但讓受候者質に取候者。地面爲返重追放○小作滯質地日限之通申付。其上滯候はゝ身代限可申付。但作德之儀米金共。金作小作入極之通濟方可申付○小作證文無之共。別小作無相違本證文定法之通候はゝ。質地元金計裁許申付。尤地面は小作人より地主へ可爲引渡候。但直小作にて證文無之分は。書入に誰本證文宜候共。質地之法に而裁許不申付候○小作證文無之先。質地小作之儀は書加有之候はゝ。質地金小作金共に可申付事○家守小作滯受狀之通於相違は。當人請人共濟方申付る。滯候はゝ兩人共身代限可申付事○質地年貢斗金主より差出。諸役は地主勤候證文年季之內に候はゝ。定法之通證文爲直。加判名主過料置主は叱り質取主過料。但年季明候は地面爲受戾。年季明二ヶ月過候はゝ。定法之通流地に申付。兩樣共本文之通咎可申付○質入之地を半分直し小作致。質高不殘年貢諸役地主より相勤候證文何も右同斷○二十ヶ年以上の名田小作は。永々小作に可申付○質地元金年季の內致返濟。年季明殘金有之旨於及出入は。內濟の金子は地主へ相返流地○質に取置候地面直小作滯の儀。金主訴出に於ては小作滯計濟方申付る。但同限の通不濟候はゝ。地面取上可渡○質地元金竝直小作滯日限濟方申付候節は。小作滯の金高無構。元金日限の通被申付。」また質地滯米金日限の事。五兩五石已下三十日限。五兩より十兩迄五石より十石迄六十日限。十兩十石以上百日限。五十兩百兩迄五十石より百石迄二百五十日限。百兩百石以上（閏月）。十ヶ月限。二百兩二百石以上十三ヶ月限。右日限に准濟方申付滯候はゝ。地面金主へ爲相渡可申。尤人々の身上に應し取計可申事。」と見えたり。明治以後質地の事は。租稅志に。質入書入地の事。德川氏の時其法備れり。然とも愚民往々黠民の爲に欺罔せられ。其所有を併呑せらるゝ者少からす。明治五年地所賣買の禁を解き。已に其締約の法あり。則ち質地に於て亦舊法を參酌し。以て一般の方法を新設せられたり。」今上天皇明治五年四月十四日達。國內一般地所銘々所持の分たり共。外國人に對し金額取引の爲め。地所又は地券等書入決してなすへからす○六年一月十七日達。先般田地永代賣買を許すにより。自今質入書入を爲すときは。左の規則の如くすへし。金穀の借主（地主）より返濟すへき證據として。貸主（金主）に地所と證文とを交付し。貸主其作德米を以て貸高の利息に充るを地所の質入と云ふ。」金穀の借主（地主）より返濟すへき證據として。貸主（金主）に地所抵當の證文のみを交付し。借主の作德米の全部。又は一部を貸主に交付し。利息に充るを書入と云ふ。金穀の借主（地主）より返濟すへき證據として。貸主（金主）に地所抵當の證文のみを交付し。借主より其利息として。米又は金を償ふも亦書入と云ふ。」地所を質入となすときは地券をも交付すへし。其年期は三年を限る可し。三年以下期限を定るは隨意たるへく。且年限は判然證文面に記載すへし。但書入は地券を交付するに及はす。其年限長短本文の限にあらすと雖も。相共に定る年限は本文同樣證文面に記載すへし。」質入書入の地所期限に至り。貸主借主協議して金穀を返さす。地所を交付する時は。舊地主其地券の裏に金主に交付すへき旨を記し。其地の戶長加判して金主より新地券書替を願出へし。」質入の地所は。金主にて其地所を耕作す可きにより。地租諸役總て金主より之を勤むへし。」書入の地所は地主にて耕作すへきにより。地租諸役地主より之を勤むへし。」他管轄の者或は同管轄と雖。懸隔の地所を質に取る時は。其現地の村町に金主の代人を定置き。其地租諸役等障礙なく勤めしむへし。」地所は勿論地券のみたり共。外國人に賣買質入書入等をなし。金子を受取り又は借受ると一切爲す可らす」とあり。右古今質地に就ての處分大概を知るべし。

チソ　地租。土地より收入する間稅を云ふ。古へ租調庸の三稅ありしが。明治以後間稅は地租家屋稅の二種となれり。古來沿革を見るに。或る時は稻束を以て

し。或る時は右石代納と稱する金納を以てし。或る時は反錢と稱するものあり。或る時は地價百分の幾つと其の變遷極めて多し。日本政度通に云。「太古の時。山海の國々各其方物を貢るを【大贄】といふ。これ租調の權輿あり。神武帝國縣を割きて封建の制を建てられし時。貢賦の法も大凡は定まりつらむを。其制今傳はらず。崇神天皇の朝に至りて。男には弓弭調（ユハズノミツギ）。女には手末調（タナスヱノミツギ）を奉らしむ。弓弭調とは獸皮獸角の類を云ひ。手末調とは布帛の類を云ふ。是れ【課役】の制の史に見えたる始なり。それより後。屯田（ミタ）。屯倉（ミヤケ）の制を設けらる。屯田は國々所々にある所の朝廷の御料地にして。屯倉は即其の米廩なり。屯田は田部といひ。部民に作らせて其稻穀を貯へて。以て朝廷及其の他の用度に充て。又凶荒兵亂等の不虞の備に充つ。其【税率】は。大抵熟田五十代の穫稻五十束に就いて。租稻一束五把を徴するを法とせりといふ。是れ明かに史に見えたる【地租】の始めなり。紀元千三百五年大化元年。孝德天皇位に即く。同二年の改新に。租は一段の穫稻七十二束より。租稻二束二把を輸さしめたり。然るに天智天皇の朝に至り。古の習俗のまゝに。大化以前の舊に復したれど。大寶令に至りて。復大化の制に同しくせり。大寶令にては。人生れて六年にして口分田を給はり。其田の穫稻每年平均百束の中より。四束四把を官に納む。これを田租とす。地に就て徴するものなり。凡そ租は。其地の收穫の早晚に準して。九月中旬より十二月の內に。其地の國庫に輸納せしめ。舂米のみは京に運送して。諸司の常食に充てらる。國庫に納めたる田租は。分ちて大税（又正税ともいふ）。糲穀。郡稻の三つとなす。かくて慶雲三年に至りて。租は減して町に十五束とし。穫稻百分の三餘を徴せることゝなせり　和銅六年度量の改定ありしにより。隨而租法も改まりしが。其實は又大化前の制に復せられしなり。此改定以後近古に至る迄。歩積。段積。穫稻。租稻ともに定格ありて。改まりしをなし。但此後に至りて。不三得七の法を立て。延暦十六年に不二得八にせられ。又後に不四得六にせられたり。租稻官に納めたる後は。これを分ちて。動倉。不動倉となし。本稻の中よりは。出擧の分を立てゝ。公廨となすものあり。租の外に救荒の爲に義倉に納めしむるものあり。此他雜稻。公營田。國儲等の色目あり。其法また時に沿革あり。朝家に大禮あるか。祥瑞。災異。豐凶等の事ある時は。屢租税を免して恩卹し。風水の異變ある時は。不堪佃免除して損亡免除等の制あり。其他雜米未進。缺負未納等の催督償補。また具に格式あり。然るに紀元千五百年代より班田。戶籍。密ならず。王臣の莊園諸國に增加し。國司郡司を凌轢して。賦役輸租の法普く行はれず。武臣の家或は負債ありと稱し。私に郡司百姓の稻を封して。租税の收納を妨け。或は百姓課役を遁れん爲に王臣の家人となり。田地は寄進と稱し。舍宅は寶與と詐り。權貴の勢を假りて。租税を納めず。諸國は大抵輸地子田の如くになりて。租額は古より增加せり。千六百九十年代。斗量の改正ありて。租額頗る加はる。和銅の制に較ふるに十と十四との如しといへり。かく租は增加したれとも。庄園の爲に國司の所管は減少せしかは。國用漸く空乏して遂に武家の世となる。文治元年（千八百四十五年）源賴朝諸國に守護地頭を置きて。公領莊園に兵粮米を課す。此後に至り。賦役漸繁し。其名稱も中古に一變して。朝廷の公領を國領といひ。諸の私領を本領と稱し。田租をは【乃貢】（ノウグ）又【物成】といひ。雜種の賦役には國役。徴錢。徴米。棟別。夫役。夫錢。働錢。倉役等の稱あり。田畝。林。町。屋。車宿等には地子を課す。其租率も諸國一樣ならず。三公七民なるあり。一公二民なるあり。四公六民なるあり。六公四民なるあり。されとも其他の雜役に多少あるが故に。六公四民も酷なるに非ず。三公七民も寬なるにあらず。但德川氏の時に比すれば。概して繁苛なりしといふ。畢竟戰國割據の世各封疆を守りしかば。遂に其率も此の如くになれるなり。【德川氏】に至り。上方關東の諸國同一ならず。聊厚薄の違ひあれとも。能く其物產の多少。年貢の高低等を比較平均する時は。大抵四公六民の率法に歸せり。畝税は關東には夏成とて夏期に納めしむ。但銀納麥納定例なし。他の諸國は概秋期に田租と共に收む。關東にては年貢を徴收するに。先目錄を年每に百姓に下す。これを年貢割付といふ。或は免狀とも下ヶ札ともいへり。田畝の品第。收穫の良否を檢し。差を立てゝ先つ民に示し不平なからしむ。延享二年に至りて。更に掛札の制あり。其年の高及び隣取（リンドリ）。段取（ダンドリ）を代官。村人と立會て定めし所を揭示して。徴租の公平を表はすものなり其雜税には小物成浮役等あり。即野錢。山錢。林永。漁獵役。池沼河海役の類にして古の調庸の遺なり。又諸運上。冥加金等あり。問屋運上。市場運上。質屋冥加。旅籠屋冥加の類にして。今の營業税の如し。【維新の後】明治六年詔して租税を定め。舊來の米納を廢して金納となし。新に地劵を製し。地價の高下を準とし。地價百分の三を地租とす。其他の賦課皆地價より出てゝ。其三分の一に過ることを得ず。尋て地租改正局を置き。十年又地租を減して百分の二分五厘とし。公費を正租五分の一に過ささらしむ。後數年にして改正の功成り。全國の租法始めて均一せり」と。以上地租沿革の概畧を知るべく。但明治十八年改定の後。明治三十二年五ヶ年間【地租增徴】となる下記の法文沿革を參看すべし。

【明治以後地租に關する法文】明治元年八月布告。全國の税法姑く舊慣に仍らしめ納税等の手續を定む。六年七月第二百七十二號布告を以て全國の地租を改正し。舊法を廢して地價を定め。新に【地券】を設け。本價【百分の三】を以て正租と爲す。仍て地租改正條例及施行規則を頒布す。○七年五月第五十三號布告を以て。地租改正後五年間は定めたる地價に據り。收税すへき旨を前令に追加す。九年五月第六十七號布告を以て。隱田切開地添地の處分を定む。○同年五月第六十八號布告を以て地租改正に臨み。一郡内等の中一部分のみ承服せざる節地價定方を定む。○十年一月第一號布告を以て地租を減し地價【百分の二分五厘】とす○同年一月第八號布告を以て民有地荒地處分を定む○同年二月第十八號布告を以て。地租改正後拂下地潰し地收税區分を定む。○同年十月第七十號布告を以て地租改正條例に據り。總て耕地を唱へしむと雖倘田畑の稱を併用せしむ。○十三年五月第二十五號を以て。七年第五十三號布告の地租改正後。五年倘据置の地價は倘明治十八年迄据置收税のことゝなす。○十五年七月第三十四號布告を以て脫税のため土地を欺隱するものの罰例を定む。○十七年三月第七號布告を以て。前の地税改正條例。及地租改正に關する條規を廢し。【地租條例】を制定す。○二十二年三月法律第十三號を以て【地劵廢止】せられ○同年四月大藏省令第六號にて。土地臺帳施行規則定められ。同年八月法律第二十二號にて。田畑地價特別修正公布せられ。○同年十二月大藏省令第十九號を以て地租條例施行細則定められ。○同二十四年三月法律第二號にて。地租徵收期限改正され○三十年三月法律第二十二號にて【震災地方】租税處分法を公布せられ。○三十一年十二月法律第三十二號にて。明治三十二年分より同三十六年分迄。地租に於て。地價千分の八。市街宅地租に於て地價【百分の二箇半】を增徵す。○三十二年三月勅令第百十一號にて地租條例施行規則を公布せられ。○同年四月地價地租に錢位未滿の端數を生ずるときの計算に關する法律を公布せられ。三十二年二月法律三號にて【水害地方】地租特別處分法公布せられたり。三十三年法律第十九號にて公共團體の所有地免税方公布せられ。【北海道地租】明治五年六月開拓使より北海道開墾地收租額を定む。○九年十二月第百六十一號布告を以て。北海道の地租地價【百分の一】と定む。これ現行法なり。○二十二年六月法律第十八號にて。北海道開墾地地租地方税免除の件を公布せらる。○同年十月大藏省令第十二號にて北海道地租納期を改正せらる。【臺灣地租】明治二十九年八月律令第五號にて同規則發布せられ。二十九年八月總督府令第二十八號にて同施行細則定められ。同年七月總督府令第二十三號にて税率換算方に關する件公布せらる。

【地税徵收期限】明治元年八月税法は當分舊慣に依り。各府縣諸藩の租税金米の納付方を示す。○四年四月社寺領上地の收納皆濟期月等を定む。○同年七月廢藩置縣により租税徵收は姑く舊慣に依らしむ。○五年八月第二百二十二號布告を以て。貢米石代金上納期等を定む○六年十二月大藏省第百八十七號達を以て改暦に由り地租收納期月を改む。○九年一月第三號布告を以て。都て前令を廢し地租徵收期限を定む。○十年七月第五十三號布告を以て。徵收期限を區分し。畑方三期田方三期合て六期と改定す。○十四年二月第十四號布告を以て前令を改め。四期に區分し。畑方田方各二期となし。十八年六月第十五號布告を以て田方を四期となす。○二十四年三月法律第二號を以て前令を改正す。

【貢納】農政座右に曰ふ。貢納の起る故を知らず。又何時に始るを知らず。太平記に相模守近國大莊八ヶ所青砥左衞門に給ひたり。左衞門補任を啓き見て。何事に三萬貫に及ふ大莊を給り候ふやらんと云へるとあり。この相模守は北條時宗なり。されと東鑑に貫高のこと見えず。太平記に如此あれば。宗時の時代に始まり。京都將軍の時專ら行はれしと見えたりと。田園類說に云へり。されどもこの外には太平記にも見えず。鈴錄には大抵十貫は百石。百貫は千石に當れども。上中下によりて一定せず。貫と云は軍役を田地の坪數へ掛て割付しより起りて。六千坪にて軍役一疋の積り。是を一貫一疋と云ふといひ。暇積抄には。或は云今五十石の地を十貫とつもる。又一說には千石を百貫と云ともいへり。北越軍談には二萬貫は今の二十萬石と云に同しと見え。北條五代記には。永樂五十貫百貫と名付田地の跡は今五千石一萬石ありと見えたり。武家系圖相模入道平高時の條には田五段を一貫の賦とす。相模鶴岡八幡の祝史大伴松亭か說には。鎌倉永一文一坪一町三貫の賦なり。土佐國幡多郡不破村八幡宮文祿中文狀を考るに。田千歩を一貫とす。今の三段三畝十歩なり。されば百貫は田十萬歩。今の法にして三十三町三段三畝十歩にして。三百三十三石三斗三升三合なりと云へり。編年集成に菅沼家傳を引たるには。六百貫を三千石に對當すと注せり。和漢名數夏山雜談には。畿内近國八百貫を千石に充。遠國は百貫を八百石七百石六百石五百石に宛たる所もあり。畿内近國は運送たやすき故に八木の價賤し。遠國は運送艱難にして價稍貴しと云へり。此外にも彼是云へるあり。」以上にて畧ぼ地租の沿革を知るべく。倘これに關するす記中に見ゆる二三を左に詳記すべし。【反錢】田の反別の高に應して課する所の錢なり。これ正税の外に臨時

施行する所にて。武家の世となりてかゝる事は始まりしなるべし。和訓栞に。應仁記に課役の事に。たん錢棟別といふ事見えたり。尾張中島郡妙興寺の所藏の證文に。納二外宮一假殿遷宮要脚。尾張國段錢之事とみゆ。津國平野の古き田文にも。花六子段錢といふ事見えたり。公田肆十町分所納とあり。賴朝の時より段別といふとあれば。段別の錢と云ことにや。」といへり。また貞丈雜記に。段錢といふ事舊記にあり。(段の字すみてよむべしにごりてはよまず)尺素往來に。就瓶弱小名田被レ懸二過分莫大之段錢夫役一事難澁之次第也とあり。義教公御元服記に御即位段錢の事とあり。段は段町の段なり。段も町も田の坪數也。上古には二十歩一歩とす(日本紀孝德天皇の記に見えたり。一歩は一坪也六尺五寸四方也)。後世は三百歩を一段とす。一段といふ事を今は一反と云也。段錢といふは田一段に付て錢何程とわり付て取るを云也。今時の高割に同じ事也。親元日記に云(蜷川新右衛門の日記なり)。寬正六年八月の記に云。後小松院三十三年忌御佛事料。禁裏御料所美濃國伊自良段錢事。一段別拾疋宛令三支二配之一。今月中可レ被レ懸二進之一。若有二難澁緩怠之族一者堅可レ被レ處二罪科一之由所レ被二仰下一也。仍執達如件。寬正六年八月三日散位之種。下野守貞基。伊勢守殿(伊勢伊勢守貞親也)。右一段別拾疋とは田壹反に付鳥目百文づゝ役錢を出す也。」と見えたり。すべて足利氏時代には。段別に課すること諸國にありしと見えて。其頃の文書どもに往々出たり。又段錢總奉行。段錢國分奉行の役名あり。武家職官考に。段錢總奉行。段錢國分奉行二職。蓋始レ於二室町氏一。」段錢。謂下天下有二重事一之時。課二諸國田圃一。每段收レ錢。以給中其用上。重事者。御卽位。大嘗會。造內裏。及將軍宣下。入朝。大社造營之類。是也。(中世伊勢神宮役夫供米之料。亦取三之於二段錢二)大事課二之諸國一。其餘以二費之多少一。課二之一國二國一。(後世諸家有下私課三段錢于二其采色一者上。卽今世所レ謂川金之類也)。分三賦課レ錢之諸國於二奉行人一。以收二納之一。故爲二國分奉行一。更使三宿老奉行一人總二領之一。稱二之總奉行一。鎌倉氏之制。執權連署二人。下二教書諸國一以徵レ之。亦有下奉行人之專職二其事一者上。而特無二此職名一也。」又諸國守護地頭等。以二幕府之命一。收二段錢一之時。私稱下家人管二其事一者上。爲二段錢奉行。或棟別奉行一。棟別出レ於二每家收レ錢之意一。故段錢。有二棟別段錢。棟役錢之稱一。長曾我部氏有二段米金錢奉行一。雖レ出二其私稱一。亦因二幕府之職名一。今時將軍上洛。社參。韓人來聘等之時。徵二國役金一。則段錢之流也。」といへり。【石代納】即ち金納なり。石代納とは收穫する處の租米を流通金に換へて上納する稱をいふ。その名稱は後世に始まれりと雖も。租米を金銀錢に換て上貢したる事は。既に上世よりありと云。租稅志石代納按に。延曆十六年二月二十八日勅あり。其畧に云。租稅は須らく末を賤み本を貴び。一に錢を收るを絕つべし。但恐くは民に貧富あり。必しも穀を蓄へす。宜しく貧乏の徒に錢を進るを聽るすべし。通計四分の一に過るを得すと。寬喜二年六月二十四日の宣に云。錢壹貫文を以て米壹石に直つと。元德二年五月二十二日の宣に云。弘安の例に依り米壹斗を以て錢百文に交易すべしと。德川氏に至り願石代有り。定石代有り。安石代あり。願石代とは其時々之を請願するなり。定石代とは年々定則に依るなり。安石代とは其價を賤くせるものなり。地の不便若くは變改作毛不熟等を以て各異なり。而して關西の三分一銀納十分一。大豆銀納。奧州の半石半永。甲州の大切小切。皆石代納なり。凡例錄に云。三分一銀納は田畑總取米三分の一を銀納とす。即ち畑年貢にして關東の畑永の如し。但其率關東に比すれば十分の二を加ふ。曩昔は米壹石に銀四拾八匁の定價なりしを。享保年中より他の石代に同く。其年上米平均の時價に增銀何匁と改定せり。十分一大豆銀納。亦總取米十分の一を石代として。其價一定するものあり。年每に定るものあり。半石半永は信夫。宇多。伊達の諸郡に在る法にして。田畑取米の半分は米納。其半分は米七石に金壹兩の安石代を以て代納するを云。悉皆其價を以て代納するを一種代と曰へり。大切小切は武田氏以來の法にして。小切は米四石壹斗四升を金壹兩に代ふ。巨摩。山梨。八代三郡の安石代にして。本途見取總取米三分の一を代納す。餘二分の內又三分の一を大切とす。大切は張紙直段を以て納むと。關東の畑永は段取にして。夏時に徵收するを夏成と稱す。他の畑年貢は田租に同く。秋に至て徵收すれとも。關東のみ夏時に於てするを以て此稱ある也。凡例錄又云上畑は一段に永貳百五拾文。中は貳百參拾文。下は貳百文と。是上方の三分一銀納に似たりと雖。永を以て本色となす。究竟代納ならす。然とも根取米なければ。取永を定るを能はす。故に畑の租米を假定し。米貳石五斗に永壹貫文の率を設て徵收す。之を關東の貳石五斗代と稱す。又云是貫高の行はれし時より來る古法なりと」とあり。享保六年十一月。將軍德川吉宗達に。上方筋三分一等の銀納は。本年より金銀を論せす百姓の便宜に從ふへし。同七年八月達に。各代官所物成の內。從來三分一金銀納の分。今冬より悉皆米納と爲すへき旨。村民に達すへし。若し費用の增すを憚り。金銀納を願ふとも許し難き旨を諭し。猶申立あらは聽許すへし。然とも時價より增加せされは。聽許すへからす(敎令類纂)。さて石代納は概ね其時の相場を以て上納せり。されば廻米運搬の勞費を背き。上納者の便利且潤益あるを以て。時價より多少增加して收めしなり。此

石代納のと次第に増加して。國庫の貯米不足を告げ凶荒の準備乏しきに至り。幕府しばしば米納に致すべき旨を達すと雖も。種々の口實を設けて。容易に應ぜざるより。天明六年十月の達に。諸國の年貢米。近來願石代増加し。廻米不足するに依り。向後都て米納と爲すへし。若し實に不熟米あり。米性劣るとも米納たるへし（差出方掛留記）。其の按に諸國石代納を願ふ者年々増益し。米廩の收藏減ずるに至り。殊に奥羽の北邊强願太た多きを以て此達あり。奥羽は土壤廣く。米穀多しと雖とも。遠隔の邊境にして運輸便ならず。隨つて米價甚た賤し。故を以つて特に一種代。半石代。四分一。五分一。八分一等の安石代納あり。願石代の増加する所以なりと附して。また寛政二年十二月徳川家齊達。廻米の内澤手米は切替を爲さす賣却し。五里江戸市中の上米直段を以て石代納と爲すへし。右の石代金納は米納に准し。外駄賃を給與すへきにより。納延拡代を復收すへし（聞傳叢書）。仁孝天皇天保四年五月達。近來違作の國多きに依り。今年臨時石代納を禁するは勿論。年季石代。願石代。三分一三分二石代納。其他定石代納の分皆務て米納せしむへし（牧民金鑑。御觸留）。九年七月四日。徳川家慶達。諸國年貢廻米の船中欠減ある時。船頭辨米直段は張紙直段の三兩増と爲し。張紙直段より町相場高價ならは。年相場を以て辨米代金を出さしむへし（廻米一件留。御觸留）。以上は徳川幕府租調石代納の制度となす。明治五年七月地租改正の布令以來。地價を定め地券證金格の割合を以て金納するに至れり。故に石代納の名稱終に廢止せり。又大日本租税史にいふ。【金納】金納とは本來金を以て租税を納るなり。即ち島永冥加金。穢多煙亡の田租金等にして。直に金庫に納るものとす。其單に金納と稱するは金を本位とし。銀錢皆之に改算するを以てなり。中古の貫高は軍役賦課の便に出つと雖も。税錢を田畠に徵收せしに由て起りしなり。關東の島永蓋し之に胚胎す。東山天皇寶永五年閏正月十四日。征夷大將軍徳川綱吉制條。上納金は後藤包と爲し金藏に納むへし。上納及び後藤包の定日を設け。上納は二日五日七日十日十三日十六日十八日二十一日二十六日二十九日。後藤包は朔日三日六日九日十一日十四日十九日二十二日二十五日二十七日と爲すへし。上納は金高に各自名印の目錄を添て上納すへし。上納金千兩已上は箱に入れ。箱の上に金高及び納人の名を書記すへし。（教令類纂）。按。上納金は悉く金座の後藤某をして之を檢査封印せしむ。故に後藤包と稱するなり。中御門天皇享保五年八月二十九日。徳川吉宗達。穢多の物成に米を以て納るもの有りと聞く。本年より悉く金納と爲すへし（牧民金鑑）。翌六年二月煙亡の年貢も金納とす。

チヂミ　縮。又シボ又シヾラと云ふ。縮織は緯を紡ぎ。經を紡がぬ絲にて織れる布帛にして。昔は暑中のみ著せり。絹縮あり。木綿縮あり。麻にて織れるあり。麻布は寛文年間。大和。近江。越中。周防。陸奥にて織り出す。これをチヾミといひ又上布といふ。カスリ縞等種々あり。享保年間。越後小千谷の織工カスリチヾミを織り出せり。薩摩よりまた精製の品を出す。明和年間。下總銚子の織工。木綿チヾミを織出す。これを銚子縮といふ。其後下野足利の織工木綿チヾミを製す。これを木綿シボといふ。今日まで盛に織り出せり。近來阿波にてもチヾミ木綿を織出す。阿波チヾミ阿波シボといふ。明治二十年頃紅梅織あり。

チツキヨ　蟄居。（ジユムケイを見よ）

ヂトウ　地頭。（シユゴを見よ）

チハウクワン　地方官は。中央政府の命を受けて。一地方の政務を管理する官なり。時代に依りて其權限に増減あり。大寶に至ては。國には兵權なく。軍團の將と親戚の間柄なれば。他に轉ぜらるゝ事と定め。以て國司の兵權を弄するを避けしめたり。上古封建の頃は。臣連は朝廷に勤仕する官にして。伴造。國造（君。別。縣主。稻置等をも含む）は地方の君主なり。大化の改革に。地方の君主を廢したるも。其以前にも。臨時に朝廷より官吏を派して諸國を治めたるもあり。神功皇后の時に新羅宰。仁德天皇の時に遠江國に。雄畧天皇の時に任那國司。淸寧天皇の時に針間國の宰などあり。憲法十七條にも。國司。國造と併記したれば。此の名ありしなり。大化に國造。縣主を廢し。全國總て中央より官吏を派遣して治めしむ。天武紀の吉備。太宰。持統。文武の時。常陸。吉備。周防。伊豫。筑紫等の總領ありしも。大寶令には此名を記さず。後に停められたるならん。」【大寶令に擧げたる外官】即ち地方官は左右京職。坊令。防長。東西市司あり。攝津職あり。太宰府あり。國司あり。郡司あり。軍團あり。秋の縣召は此等の官吏を任免する式日にして。春の京官の司召と時を異にす。鎭撫使。巡察使。觀察使は其の政績を監察する官にして。時々之を派出す。按察使。節度使。鎭守府將軍。秋田城介。押領使。追捕使は中央の官吏なれども。而も多くは地方官の兼任たり。地方官の任期は四年となり。六年となり。時々沿革あり。國守赴任の時は殿上に召し。勅語を賜ひ祿を賜ふ。介は階下に召して祿賜あり。地方官の上京は。大帳使。税帳使。貢納使。朝集使これを四度の使と云ふ。朝集使は國の政績及び官吏の行事を上申し。税帳使は大税の決算帳。計帳使は調庸の豫算帳を奉り。貢調使は物品を持て上京する者なり。其中にて朝集使は每年十一月上

京して。官人の考選文及び庶政を辨官に進るが故に。或は玉階の前に候して國政の壅滯を面陳する制有しを。貞觀十年六月。撰格所の請を以て。國司の長官任中一次上京して。壅滯を奏進するを欲す。但し陸奥。出羽。太宰の管内は此限にあらずと改定せられたり。天長三年上總。常陸。上野の三國は親王の任國とす。親王は任國に下らざることあり。介國に在て實務に當る。又守。權守の何れか任國に赴任すれば。他は京に留りて遙授の官となる。後世權守は遙授に定まり。大中納言等貶謫の時。諸國の權守に任ずる例とす。故に參議より納言に任ずるは。從來の兼官たりし國守を。禁忌として止めて離るゝなり。貞觀十二年。太政官符に。國司赴任の後。未だ勘知せざる前。官符を申請て京に留る。これ事力と公廨田とを貪らん爲にして。徒らに公家を損じ。延て私門を潤す。此の如き輩は永く充給を停むとあり。蓋し國司は史生に至るまで。各職分田あるが上に。公廨の配分あるに由る。延喜二十二年之を檢覈して。故なく京に留る者をば解却したるが。堀河。鳥羽の朝の頃。國司多くは京に留り。目代を遣して國務を代行せしむ。國司は只名稱を存するのみ。足利氏の世以下には。幕府より推擧して。加賀國を領する者を加賀守に任ずるもあり。又領地ならざる所にても。朝廷に請ひて任ぜらるれば。某守と稱し。全く有名無實の事になれり。

【鎌倉の時】再び地方官は兵權と行政權を併せ督することとなり。京都には京師守護を置き。後【六波羅探題】を置きて。近畿の行政。司法及び武備の事を司らしむ。下に六波羅奉行。洛中護衞。大内守護。大番等あり。九州に【鎭西奉行】(又鎭西守護)を置き。後【九州探題】を置きて。九州の行政。司法及び武備を總管せしむ。下に鎭西評定衆。引付衆。鎭西警固番あり。長門には【長門探題】あり。下に長門警固番あり。中國の總管たり。奥州には【奥州總奉行】あり。津輕には【蝦夷管領】ありて。蝦夷の事を總管す。而して諸國各々【守護】あり。又總追捕使と稱す。守護居らざる處には。守護代を置く。而して諸國の中に私人の莊園あるものは。領主之に【地頭】を置く。是唯領主の目代たるに過ぎざれども。文治元年十一月。賴朝奏して國衙に守護を置き。莊園に地頭を置かんことを請ひ。幕府の家人を以て守護及び地頭職に補し。地頭は幕府の命を以て。軍費の爲めに段錢を收め。守護の催促に應じて軍役を勤め。部内の盜賊兇徒を捕へて守護に交付す。守護も地頭も世襲になりて。事なければ改補せざる例なれば。女子僧尼も地頭職となる事あり。或は守護にして地頭を兼ぬるもあり。守護の勢力は往々莊園の中にも侵入して。收稅。司法の事を行ひしこと。當時の文書に見えたり。而して守護は臨時の事ある毎に【守護使】を命じて。代りて事を董さしむるなり。幕府は臨時の裁判事件ある毎に。【實檢使】又は【檢見使】を派して。之を監察糺明せしめし事あり。民情を視察する爲に。【巡檢使】を諸國に派して。民間の苦樂を察し。年の豐凶を檢せしめし事あり。又秋穫を檢せしむる爲に。【內檢使】を派せし事あり。又守護地頭は。田地の段別を檢勘する爲に。【檢注使】を派せし事あり。

【室町將軍】は京都にありしを以て。關東管領を鎌倉に置き。其の下に評定衆。引付頭人。引付衆。問注所執事。政所執事。侍所所司あり。九州探題。奥州探題。羽州探題ありて。地方の事務を總管し、諸國に守護。地頭。守護代あること。鎌倉將軍の時の如し。

【德川氏の時】將軍は江戸に居るを以て　京都には所司代を置き。京畿を守護し。且西國の諸藩を鎭す。守護地頭を置かず。諸領主の一萬石以上を領する者を大名とし。世襲封建となして。領地內の政務を獨制せしめ。將軍直轄の地を天領又は御料地と稱して代官を派遣し。市街地及び要衝の地には奉行又は城代を派遣し。家人即ち一萬石未滿の者を以て之に補す。其他の家人は御料の內より知行所を給與せられ。其知行所內の警察。課役等は。知行主に於て之を專課するを得たれども。司法權の施行。國稅の徵收等は。中央政府の勘定奉行に於て之を管理せり。【奉行】を置きし箇所は。時代に因て異なれども。長崎。山田。堺。奈良。伏見。佐渡。日光。下田。浦賀。箱館等にして。管內の司法行政及び警察の事を管す。特に長崎奉行は將軍の家人なれども。九州探題の心得を以て。事あるの日は九州の諸侯を指揮するの職權あり。十萬石の格式なりしと云へり。其他の地は或は外國貿易の事務を兼管し。或は神宮の事務を兼管し。或は採鑛の事務を兼管する爲に特に置きたるものにして。三都には町奉行ありて。市內の行政。司法。警察を司り(近國近郡の政務を兼轄するもあり)。其他通常の小市街及び村落地は世襲の【代官】を置きて。收稅。警察等の事を司らしめたり。其の地域を管する大なるものを郡代と云ふなり。右所司代奉行代官の下には與力同心を附屬し。之を手附と稱す。諸侯に於ても其の領內に奉行及び代官を置き。適宜地方の政務を管せしめたり。當時の人民無理壓制の事を行ふ者を目してお代官と云へり。

【明治以後の制】明治の初。東海。東山。北陸に先鋒總督を置き。奥羽。大和。九州。山陰道に鎭撫總督を置き。京都。兵庫。大阪。長崎に裁判所總督を置き。以て行政事務

チハウ

をも取扱はしめたり。閏四月二十一日。府藩縣を置き。知事を任ず。舊諸侯の領地は皆舊藩主を以て知事とせり。二年七月。東京に留守官を置き。長官。次官大中少辨を任ず。開拓使は諸地の開拓を司り。按察使は府藩縣の政績を按ず。北海道は各藩知事をして。郡を分ちて之を管せしむ。明治三年縣治條例及事務章程を定む。四年七月。廢藩置縣の令あり。一使。三府。三百二縣とす。別に琉球は藩にして而して鹿兒島縣の管理とす。四年八月四鎭臺を置き。從前各藩縣に屬せし兵權を其手より分離し。五年二月。府縣に裁判所を置き。從前地方官の司りし民刑訴訟事務は。是に至て其手を離れたり。尋で郵便。電信。御料地。林務。海港事務等分離せられ。地方官の事務大に減少せり。明治八年十一月。第二百三號達にて。縣治條例を廢し。府縣職制事務章程を定む。十一年七月第三十二號達にて。府縣職制事務章程を廢し。更に府縣官職制を定め。府に知事。縣に令。府縣に大少書記官。屬十等。警部十等及郡長。郡書記十等の職員と爲す。同年八月第三十五號達にて縣官任期例を改め。府縣官任期令を定む。十七年二月第十六號達を以て任期令を廢す。十九年七月十二日。勅令第五十四號。地方官官制を定め。各府縣の職員は。知事。書記官。收税長。屬。收税屬。典獄。副典獄。書記。看守長。看守副長を定む。同年同月勅令第五十五號にて。俸給令を定む。二十三年十月勅令第二百二十五號にて地方官々制を改正す。二十六年十月勅令第百六十二號にて又同制を改正す。其職員は　知事。書記官。警部長。參事官。視學官（視學官は三十二年勅令第二百五十三號にて追加）。技師。典獄。屬。視學（視學官同樣追加）。技手。警部。通譯（三十三年勅令第九十五號にて追加）。監獄書記。看守長と定めらる。同條例には。知事は勅任の定めなりしを。三十二年勅令第百二十八號にて奏任と爲すことを得とあり。俸給令は。　知事。勅任二等。上四千五百圓。下四千圓。奏任一等。上三千五百圓。下三千圓。知事は五年を踰ゆるにあらされは其年俸を增給せす。」東京府知事の勅任一等に陞りたる場合。及知事の敍任特例は勅令第六號高等官官等俸給令に依る。」書記官。警部長。收税長。郡區長の敍任。同等內の順序。定員年俸及陞敍特例は前に同し。」屬。典獄。副典獄。郡區書記。監獄書記の俸給昇等。每等の定員及在官死亡者の賜金は。勅令第三十六號判任官官等俸給令に依る。」警部。警部補。看守長。看守副長及收税屬の俸給は。別表（別表略す）定むる所に依り。昇等每等の定員及在官死亡者の賜金は前に同し。とあり。

チハウゼイ　地方税とは。明治維新の税則にして。これは各府縣に於て便宜賦課するものをいふ。是即ち十一年七月の制定に係る。租税志に地方税（按本税は府縣廳に收入して。其費用に充るものとす。明治八年從來の雜税を廢し。尋て府縣税の種を設け。其賦課專ら府縣の便宜に任す。是を以て種類百餘種に至るもの有り。數種に過きさるもの有り。又別に民費の稱を以て徵收するもの有り。只名目異同有るのみならす。賦課輕重均からす。其以て地方の費用に供給するや。固より一定の法無る可らす。十一年に至り本税規則の施設あり。而して其徵收支出の細則は。乃ち府縣會の議定を以てせしむ。今税則沿革の要領を此に摘錄す）。明治六年七月二十八日布告。今般地租改正により。從前官廳及び郡村入費等。地所に課して收入するものは。總て地價に賦課し　其金額は本租金三分の一より超過すへからす。七年一月十九日布告。僕婢。馬車。人力車等諸税の分增。竝に劇場。藝妓の諸税。各府縣限り收入のものは自今賦金と唱ふへし（按明治六年。僕。婢。馬車。人力車。駕籠。乘馬。遊船。諸税の起るに方て。其税額の外幾分を增課し。以て修路警察等の諸費に充るは。府縣の適宜たらしむ。故に此布告あり）。八年二月二十日布告。從來の雜税本年一月一日より廢止す。其內將來一般に課税すへきものあるへしと雖も。即今收税せされは營業管理に障礙あるものは。姑く地方に於て更に收税すへし。七月八日達。從來夫米。夫錢。堤銀等の名稱を以て。特に治水修路の爲め收入するものは。總て廢止し。各府縣限り適宜賦課法を設くへし。九月八日布告。從來の租税賦金を。國税府縣税の二歎に分ち。左の如く處分すへし。國税。全國一般に賦課すへきものにして。大藏省に收入し。國費に供するものを謂ふ。【府縣税】現今賦金と稱し收入する諸税。及本年二月布告したる地方收税の類にして。其地方の費用にするものを云ふ。但賦課の方法及び費途は。地方官に於て調査し。大藏省の許可を得て施行するものとす。（按是歲十月に至り。費途の方法は內務省の許可を得へきの布告あり。次て內務省其費目を。病院。貧院。學校。道路。橋梁等の二十種に概定し。便宜交用を許せり）。十月二十日布告。地租改正法施行の後。市街地に賦課する區費は。地租三分の一より超過すへからす。九年四月二十八日達。皇族竝に各官廳所用の諸車は。從來府縣税を徵收せすと雖も。自今御車を除くの外は徵收するも妨けなし（按是歲八月陸海軍事用の車は。課税を除くへきの布告あり）。七月十八日達。捕魚採藻の爲め海面所用の者は。自今各地方に於て適宜に府縣税を賦し。營業管理は從來の慣習に仍り處置すへし。十月三日內務省達。捕魚採藻は。湖川も總て海面に准し處置すへし。十年一月四日布告。今般地租減額費用節省の發令あるに依り。民費賦課は本年より正租五分の一を超過すへからす。七月七日內務省達。地方民費のこと先に布告

ありと雖も。右は地に賦課するの制限にて。其他の賦課は節減を體認し。假に各地適宜の方法を定て施行すへし。十一年四月三十日内務省達。民費は目下支消すへき費用を賦課徴收するものにて。改正未濟地租假納と同しからさるを以て。納期三十日を經過せは。直に規則に準し處分すへし。（按本文規則は。十年十一月の布告を謂ふ）。七月二十二日布告。從來府縣税及び民費の名を以て徴收する府縣費。區費を改て地方税とし。規則を定め左の日に從て徴收す。」地租五分一以内。營業税並雜種税。戸數割。營業税。雜種税の種類及び制限は別に布告すべし。非常の費は（豫算すべからざる。天災時變の費用を謂ふ）。別に賦課するを得ると雖も。其府縣會の議決を經て。内務大藏兩卿に報告すべし。其急を要するものは施行の後報告するものとす。地方税徴收の期限は。府知事縣令適宜に之を定むべし。（按是時地方税を以て支辨すべきものゝ費目を定て。警察費。河。港。道路。堤防。橋梁。建築。修繕費。府縣會議諸費。流行病豫防費。府縣立學校費及び小學校補助費。郡區廳舍建築修繕費。郡區吏員給料旅費及び廳中諸費。病院及び救育所諸費。浦役場及び難破船諸費。管内諸達書及び揭示諸費。勸業費。戸長以下給料及び戸長職務取扱諸費の十二種とす。但各町村限及び區限の費用は。其區町村人民の協議に任せり。同日又右費用中官費支出に係るものは。尙ほ舊に依るべきの達あり）。十一月二十八日内務省達。地方税を不納するもの。財產を公賣して徴收するも。猶ほ不足するときは。其缺額を管内一般の損失とし賦課すべし。十二月二十日布告。地方税中。營業税。雜種税の種類及び制限を定ること左の如し。營業税を分ちて三類とす。其税額第一類は金十五圓以内とし。第二類は金十圓以内とし。第三類は金五圓以内とす。其目左の如し。但國税あるものを除く。」第一類。諸會社及び諸卸賣商。第二類。諸仲買商。第三類。諸小賣商及び雜商」。雜種税は其種類に依り各税額を定む。其目左の如し。」船（七年二月布告艀漁船云々の分）。車（馬車。人力車。荷積馬車。荷積大七大八車。荷積中小車。荷積牛車の類）。國税の半額以内。諸市場。演劇其他諸興行遊覽所。上り高百分の五以内。諸遊技所（玉突。大弓。楊弓。射的。吹矢の類）。一年金二十圓以内。料理屋（西洋料理屋とも）。待合茶屋。遊船宿。芝居茶屋。人寄席。一年金十二圓以内。質屋兩換店（爲替屋とも）。廻漕店。一年金十五圓以内。古著。古金。道具類（書畫。骨董店共）商。旅籠屋。諸飲食店（鰻屋。鮓屋。蕎麥屋の類）一年金十圓以内。湯屋。理髮床。雇人請宿。一年金五圓以内。遊藝師匠。遊藝稼人。相撲。一年金十二圓以内。俳優。一年金六十圓以内。幇間。藝妓。一年金四十二圓以内。水車。一年金五圓以内。乘馬（自用。渡世とも）。一年一頭金五十錢以内。屠牛。一頭金五十錢以内。」漁業税。採藻税は。各地從來の慣例に依り之を徴收すべし。若し其例規を改正し。又は新法を創設せんとせば。府知事縣令より。内務大藏兩卿に稟議すべし。府知事縣令は。府縣會の決議を以て。類目中に於て賦課するものを取捨するを得。府知事縣令は其賦課すべき各業の盛衰を視察し。府縣會の決議を以て。制限内に於て税額を査定すべし。」一軒内に於て數種の營業を爲すもの。又は卸賣。仲買。小賣を兼るものは。其税額の最も多き一箇のみを徴收すべし。凡そ税額は一年を以て其制限を定むと雖も。各地の便宜に依り。年額に準據し。日税。月税として之を徴收するを得。前條に於て確定したる課目課額は。府知事縣令より。内務大藏兩卿に報告すべし。」十三年四月八日布告第十六號。地方税中營業税。雜種税の種類及制限左の如く改正す。營業税目左の如し。其制限は金十五圓以内とす。但國税あるものを除く。會社。卸賣商。仲買商。小賣商。雜商。雜種税は其種類に依り各税額を定む。其目左の如し。」製造所。一年金十五圓以内。船（七年二月布告艀漁船云々の分）。車（馬車。人力車。荷積馬車。荷積大七大八車。荷積中小車。荷積牛車の類）。國税の半額以内。市場。演劇其他興行並遊覽所。上り高百分の五以内。遊技場（玉突。大弓。楊弓。射的。吹矢の類）。一年金二十圓以内。料理屋（西洋料理屋とも）。待合茶屋。遊船宿。芝居茶屋。人寄席。一年金十二圓以内。質屋兩換屋（爲替店とも）。陸運又は廻漕を以て業とする者。一年金十五圓以内。古著。古金。道具類（書畫。骨董店とも）商。旅籠屋。諸飲食店（鰻屋。鮓屋。蕎麥屋の類）。一年金十圓以内。湯屋。理髮床。雇人請宿。一年金五圓以内。遊藝師匠。遊藝稼人。相撲。一年金十二圓以内。俳優。一年金六十圓以内。幇間藝妓。一年金四十二圓以内。水車。一年金五圓以内。乘馬（自用。渡世とも）。一年一頭金一圓以内。屠畜。一頭金五十錢以内。漁業税。採藻税は各地從來の慣例に依り之を徴收すへし。若し其例規を改正し。又は新法を創設せんとせば。府縣會の決議を經て。府知事縣令より。内務大藏兩卿に具狀し。政府の裁可を受くべし。府知事縣令は。府縣會の決議を以て。類目中に於て賦課するものを取捨することを得。府知事縣令は。其賦課すへき各業の盛衰を視察し。府縣會の決議を以て。制限内に於て税額を査定すへし。」凡そ税額は一年を以て其制限を定むと雖も。各地の便宜に依り年額に準據し。日税。月税として之を徴收することを得。凡そ上り高を以て税額を定るものは。各地の便宜に依り。上り高見積を以て。日税月税として之を徴收することを得。前條に於て確定したる課目課額は。府知事縣令より。内務大藏兩卿に報告すへし。前條税目の外。地方特別の

チハウ

課税を要するものは。府縣會の決議を經て。府知事縣令より。內務大藏兩卿に具狀し。政府の裁可を受くべし（按是時地方税規則の改正あり。十一年の布告に比して。唯支辨の費目中互に流用するを許さゝるものとなし。且豫備費の一項と。島嶼の地方税に係る經費は。府縣會の決議を經て。府知事縣令より內務卿に具狀し。其裁定を得て。本屬府縣の經費と分別するを得るの條とを加へたり。又五月に至り區の地方税に係る經費は。郡の經費と分別することを得るの布告あり。共に之を略す）。五月二十七日布告。東京府の營業税雜種税は。府會の決議を經て。內務大藏兩卿に具狀し。政府の裁可を得て其制限を殊にすることを得（按布告中。又其水道費。瓦斯燈費及び火災豫防費を。地方税費目中に加ふるを得るの條あり）。十一月五日布告。地方税目中地租五分一以內を。三分一以內と改定す（按布告中。地方税を以て支辨すへき費目中に。府縣廳舍建築修繕費。府縣監獄費。府縣監獄建築修繕費の三項を增加し。及び府縣土木費中。官費下付金十四年度より廢止するの條あり。蓋し歲計を節約し。紙幣消却の元資を增加し。併て地方の政務を改良するが爲なり）。今按するに。以上は從來の雜税を廢して府縣税と稱し。尋いて亦府縣税を地方税と改めたるものにて。其名稱は國税に對し。其地方限りに取立て。拂方等をなすものなり。

チハウセイド 地方制度。（チハウクソム。フ。ケムを見よ）

チハヤ 襅は。手次の類なるべし。衝口發に。上古衣服たゞ千早あるのみ。千早の製。一條の布を用ひて。其橫幅の中間を裂て頭を出し。其兩端を以て結束す。後世千早に襷褓の字を用ふ。千早を落たる背の體。たすきをかけたる如き故に。假り用ふるならむ云々と見ゆ。按するに上古の衣服は千早のみといひたるは。甚しき杜撰の說なること。本居翁の鉗狂人に論ぜし通りなり。上古衣服どものことは。衣服の條見るべし。言海に。逸速（イチハヤ）の約にて。衣袖を改めて働くに便にする意と云。襷の類か。詳ならず。古く常に襷と竝べ記して。之を數ふるに條といへり。巫の袮。覡の木綿襷。其用を同じうするものなるべし。又後世稱する巫女の服にて。小忌衣の類。白布にて身二幅袖一幅に作り。模を以て山藍にて水草。蝶鳥など摺りつけ。袖を縫はす紙捻にて括ると云といへり。

チブシヤウ 治部省。王朝の頃ありし省なり。孝德天皇大化元年。始めて八省百官を建て。左右大臣內臣を以て百官の長となし。以て大に朝綱を振張せり。爾後時々增損ありしが。文武天皇大寶元年に至りて。官名位號大に定まり。二官八省諸寮諸司以下備はらざるなし。治部省は即ち其八省の一に居れり。大日本史職官志云。治部省（按ニ日本書紀一。天武帝時有ニ理官一。蓋是職也）。卿一人正四位下。掌ニ本姓。繼嗣。婚姻。祥瑞。喪葬贈賻。國忌諱。及諸蕃朝聘事一。其屬寮二。曰雅樂。玄蕃。司二曰諸陵。喪儀。凡諸臣三位以上。皆嫡子承レ家。若無ニ嫡子一。及有ニ罪疾一者。立ニ嫡孫若庶子庶孫一。四位以下。唯立ニ嫡子一。五位以上繼嗣。必待ニ陳牒一。驗レ實申レ官。京官三位以上祖父母父母及妻喪。四位父母喪。五位身喪。竝奏聞。遣レ使弔。親王。太政大臣。散一位喪。護以ニ大輔一。左右大臣散二位以ニ少輔一。三位以レ丞。皆土師贊ニ相禮制一。（令義解）。蕃客入朝。差ニ領客使掌客共食等一。掌ニ在路在京及飲宴事一。（延喜式）。大輔一人正五位下。少輔一人從五位下。大丞一人正六位下。少丞二人從六位上。大錄一人正七位上。少錄三人正八位上（類聚三代格云。省ニ少錄一人一。然年月闕。今無レ所レ考）。史生十人。書生十人（書生以下。據ニ類聚三代格一。承和二年割ニ雅樂雜色生十人一充レ之）。大解部四人正八位下。少解部六人從八位下。掌下聽ニ譜第爭訟一。定中姓族次序上。省掌二人（延喜式。載ニ扶省掌二人一。）使部六十人（延喜式作ニ二十人一）。直丁四人（令義解）。桓武帝延曆十八年。省ニ解部四人一。（日本後紀）。後廢（按大同三年廢ニ刑部解部一。則本省解部之廢。亦疑在ニ此時一也）。後世大輔少輔。竝置ニ權官一。（官職秘鈔。職原鈔）。雅樂寮。頭一人從五位上。掌ニ文武雅曲正儛。及雜樂男女樂人音聲人名帳。曲度課試事一。（令義解）。凡節會祭祀釋奠饗宴佛會等。寮屬率ニ樂人一從レ事（延喜式）。助一人正六位下。大允一人正七位下。少允一人從七位上。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下（令義解）。史生四人（延喜式。日本後紀。大同四年省ニ史生一人一。令義解不レ載ニ史生一）。歌師四人從八位下。其二人掌レ教ニ歌人歌女一。歌人三十人。歌女百人。二人掌下臨時取レ有ニ聲音一堪ニ供奉一者上教中之。凡雅樂諸師。位皆准ニ樂師一。舞師四人掌レ教ニ雜舞一。舞生百人。笛師二人。掌レ教ニ雜笛一。（本書二人下有ニ闕文一。推ニ前後例一。宜レ有下掌レ教ニ雜笛一等語上。故今補レ之）。笛生六人。笛工八人（本書云。笛工。供ニ此間樂而吹レ笛者一）。唐樂師十二人。掌レ教ニ樂生一。樂生六十人。高麗百濟。新羅師各四人。樂生各廿人。伎樂師一人。腰鼓師二人。腰鼓生。伎樂生。皆取ニ樂戶一爲レ之。使部廿人（延喜式作十人。伊呂波字類鈔又有ニ寮掌二人一）。直丁二人。樂戶（令義解）。聖武帝天平三年。改ニ定雜樂生員一。唐樂生三十九人。百濟樂生廿六人。高麗樂生八人。新羅樂生四人。度羅樂生六十二人。諸縣舞生八人。筑紫舞生三十人（續日本紀）桓武帝延曆廿一年。省ニ歌師二人一（類聚國史）。二十四年。省ニ歌女三十人一（本書云。歌女五十人。或三十人。按レ令歌女百人。其減爲ニ五十人一者。不レ詳レ在ニ何時一。蓋係ニ延曆中事一。正史殘缺。今不レ可レ考也）。平城帝大同四年。改ニ定樂師員一。歌師。舞師。笛師。唐樂師。高麗。百濟。新羅。度羅樂師。猶仍レ舊。

(類聚三代格。令集解竝云。度羅樂師二人仍レ舊。據レ此即令有二度羅樂師一。而今本不レ載。蓋脫文也。新羅樂師。日本後紀。類聚國史竝作二二人一。誤。國史又載二橫笛師二人一。恐衍。故不レ書)。置二林邑樂師二人一。加二伎樂師一人一。餘竝停廢(日本後紀。類聚國史。類聚三代格。令集解)。嵯峨帝弘仁十年。又改二定樂師員一。舞師四人。新羅樂師二人(類聚三代格。令集解)。仁明帝嘉祥元年。減二定雅樂雜色生員一。倭樂生三十五人(原數百三十四人)。唐樂生三十六人。高麗十八人。百濟七人。新羅四人。凡百人。損二舊數一百五十四人。文德帝齊衡二年秋。省二五節舞師一人一。置二高麗鼓師一。冬停二新羅舞師一。置二五節舞師一(類聚三代格)。後世助二置權官一(官職秘鈔。職原鈔)。又有二樂所一。村上帝天曆二年置(日本紀略)。以下公卿曉二音律一者上爲二別當一(職原鈔)。【玄蕃寮】頭一人從五位上。掌二佛寺僧尼名籍。蕃客辭見讌饗送迎。及在京夷狄館舍事一。助一人正六位下。大允一人正七位下。少允一人從七位上。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下。史生四人(令義解)。學寮一人(三代實錄。貞觀六年置)。使部二十人(延喜式作二十人一)。直丁二人(令義解)。後世助二置權官一(官職秘鈔。職原鈔)。【諸陵司】。正一人正六位上。掌二祭二陵靈一。喪葬凶禮。諸陵及陵戶名籍事。凡皇陵置二陵戶一守レ之。若非二陵戶一者。十年一替。(按二延喜式一。所レ謂守戶守丁之類即是也)。兆域之內。禁二葬埋耕牧樵採一(令義解)。所レ掌陵墓。至二醍醐帝時一。有二神代陵三。帝后陵七十三。皇子皇女及貴戚墓四十七一。每歲十二月。奉二幣於諸陵墓一(延喜式)。佑一人從七位下。令史一人。土師十人。掌下贊二相凶禮一。員外臨時取充上(令義解)。凡喪葬上世土師臣所レ掌(日本書紀)。土師氏年位高者爲二大連一。次爲二小連一。竝紫衣佩二刀劍一。世執二凶儀一。大寶以後。以二其氏人一屬二本司一。猶掌二舊職一(大寶以下。本書大意。)三代格。延曆十六年。停三土師氏掌二凶儀一)使部十人。直丁一人(令義解)。聖武帝天平元年。陞レ司爲レ寮。置二頭助以下大少允大小屬一。竝如二諸大寮一(續日本紀。拾芥鈔。伊呂波字類鈔。)字類鈔。作二大允正七位上一)。史生四人(類聚國史。延喜式。)國史云。延曆二十一年置)。使部仍レ舊。直丁四人(伊呂波字類鈔)。後世助二置權官一(官職秘鈔。職原鈔)。【喪儀司】。正一人正六位下。掌二凶事儀式及喪葬具一。凡三位以上喪。金鉦鐃鼓。楯竿大小角等。行列次第。及五位以上喪。借二轜具幄帳類一。皆本司治二其政令一(令義解。參取集解)。佑一人正八位上。令史一人大初位下。使部六人。直丁一人(令義解)。平城帝大同三年。併二鼓吹司一(令集解。類聚三代格)。治部省は皇政の盛んにして。諸官省皆其實務の擧らざることなきの日に在ては。儼然たる一省なりしが。寬治天仁の間。皇政漸く衰へ。尋て保元平治の亂より壽永延久に至ては。諸官省は殆んど告朔餼羊の狀なりし。降て建武中興の際。未た官省の建置に至らずして。再び大亂の世となれり。故に復た治部省を置くに及ばざりき。皇政維新に至りて、別に治部省を置かず。其職務は宮內。內務等の諸省に分屬せり。

チマキ　粽。(タムゴを見よ)

チマツリ　血祭。戰に臨む前に犧の血を以て軍神を祭り。勝利を祈る事なり。俗に同朋を【血祭坊主】と云ふ。將軍及び三家三卿の行列には之を伴ふ。行列に對し狼藉者などありて之と戰を開く時には。護衛の武士は先づ此の坊主を斬つて血祭となし。敵を祈るなりと俗傳せり。信じがたき事なれど。當時俗に斯く唱へたる事は實なり。

ヂム　陣。(ヂムノザを見よ)

チムキム　賃金。(ダチムを見よ)

チムキム　沈金。沈金は。漆器に彫刻せる一種の蒔繪細工なり。工藝志料云。沈金は漆器に陰文を彫りて。金末を施したる者なり。而して其の始詳ならず。傳へて云ふ。支那の漆器を摸して創めて製せしものなりと。享保年間長崎の工人能く沈金の漆器を製出す。寬政年間江戶の人。醫師二宮桃亭と云ふものあり。能く沈金を製す。或は云ふ桃亭鼠の齒を以て。刀に代へて以て刻すと。其の製せし所の器今尙ほ存す。其の中に牡丹石に竝び。孔雀其の石上に立てるの圖を彫鏤せるものあり。其の精巧實に目を驚かす。能登國輪島の工人も亦これを造る。明治初年此の際。輪島の工人多く沈金を製す。其の他諸國の工人も亦往々これを製す。竝に業を傳へて今に至る」とあり。

チムクワサイ　鎭火祭。(ヒシヅメノマツリを見よ)

チムクワサイ　鎭華祭は。疫病の神を祭るなり。大寶元年より始まる。大倭神社注進狀に云く「養老令曰。季春鎭華祭。義解謂。大神狹井二祭也。在二春華飛散之時一。疫神分散而行レ病。爲二其鎭遏一必有二此祭一。故曰二鎭華祭一。集解曰。大神狹井二處祭。狹井は大神之麁御靈也。此祭レ之。華散之時。二神共散而行レ疫。已爲レ心。此故祭レ之。延喜式曰。三月鎭華祭。二座。大神社一座。狹井社一座。付二祝等一令二供祭一。又曰。不レ定レ日者。臨レ時擇レ日祭レ之とあり。又云く狹井神は大巳貴尊の荒魂大國魂命とあり。大神社は即ち大三輪と讀む。大神大物主神を祀りし社なり。三溪按するに。大國魂も大物主も二名一神なり。

チムコムサイ　鎭魂祭。(タマシヅメノマツリを見よ)

チムシヤウフ 鎭將府。明治維新の元年五月。江戸に鎭臺府を置かれしが。同七月鎭臺を廢し。鎭將府を置き。東國の政務を委任せらる。七月鎭將府の職制を定む。輔相三條實美卿を以て鎭將を兼れしめ。駿河以東十三ヶ國を鎭將府にて管理せしむ。依て駿東の諸侯及び中下大夫上士等。諸願屆等すべて鎭將府へ出さしむ。同年十月十八日。鎭將府を廢す。

チムジユフ 鎭守府。在昔蝦夷叛服常なく。其邊に寇するに當り。將に命し之を征するや。持節征夷將軍。持節鎭狄將軍等ありしも。是れ皆時に臨て拜する所にして。常置の官に非るなり。嵯峨天皇の時始て府を置る。大日本史職官志云。【鎭守府】將軍一人從五位上。軍監一人正七位下。軍曹二人從八位上。傔仗三人(弘仁三年。減爲二二人一)。醫師。弩師各一人(類聚三代格。位階據職原鈔)。仁明帝承和十年。置二府掌二人一(續日本後紀。作二一人一誤)。許三帶レ刀把レ笏(續日本後紀。三代實錄。類聚三代格)。陽成帝元慶六年。置二陰陽師一(類聚三代格)。初朝廷屢出レ師征二蝦夷一。將帥之職。如二鎭東。征蝦夷。鎭狄等將軍一。皆臨レ時所レ命。未レ至レ建レ府設レ官也。聖武帝時。按察使大野朝臣東人兼二鎭守將軍一。駐二多賀城一。桓武帝大用二兵蝦夷一。大伴宿禰弟麻呂。坂上大宿禰田村麻呂。相繼爲二將軍一。東北大定。徙二鎭膽澤郡一(參二取續日本紀。日本後紀。類聚三代格。和名抄一)。嵯峨帝弘仁三年。始置レ府。定二將軍以下官員一。(類聚三代格。按二續日本紀一。又有二副將軍一。始見二于寶龜五年一。延曆中亦屢任レ之。而後世無レ所レ見。蓋弘仁時已省レ之也)。至三源賴朝爲二征夷大將軍一。朝廷殊重二其任一。遂廢二鎭府官一而不レ置(職原鈔)。建武中興。復置レ府。以二參議源顯家一爲二將軍一。顯家奏。以爲參議之與二鎭府一。位高官卑。爲レ不二相當一。請三位以上任二鎭府一者。殊加二大字一以爲レ格。迺拜爲二大將軍一(職原鈔。公卿補任。建武二年記)。及二足利氏得レ志。府官復廢矣(公卿補任。太平記大意)。足利氏兵權を執り官復た鎭守府を置かれざりしも。殆んと五百年なりしか。明治十九年四月に至り。各海軍區の軍港(參看)に鎭守府を置き。以て其軍區を管轄せしむることゝなり。明治三十三年五月勅令第百九十九號にて同改正條例を公布せらる。陸軍にては鎭守府と云はず鎭臺と云ふ。明治十二年九月鎭臺條例を達せられ。十八年五月之を改定せらる(リクグム。を見よ)。

チムダイ 鎭臺。(リクグムを見よ)

チムノザ 陣の座は。古へ禁中に於て公卿の公事を執行はるゝ場所を云。和訓栞に陣の座。節會。神事。官位等の諸の公事には。上卿此座にてその事を執行はるゝ也。左近の陣の座は。日華門にあり。右近の陣の座は。月華門の内にあり」と見え。又貞丈雜記に。陣の座。又左衞門の陣などゝ云は。軍陣の事にてはなし。禁裏にて役人出仕して役所に列座する事を陣と云也。陣は役所と云心也。陣はつらなるとよむ字にて。人々おほく立つらなる心にて陣と云也。軍陣の陣も此心なり」といへり。なほ陣定の事。陣內覽文儀。陣中文等の作法は。江家次第に詳なり。【雷鳴陣】は。西宮抄に云。六月雷鳴陣。大聲三度以上。大將以下帶二弓箭一候二御前孫庇額間一。左右兵衞立二南庭一。敷二雷鳴御座一。鳴盛時分レ陣遣二后殿一。外衞督佐候二殿上一者。帶二弓箭一候二簾中一。公事根源に。大內襲芳舍を雷鳴のつほとも申にや。雷の聲とゝまれは。又陣をとく儀式あり。延喜の御宇に淸涼殿の霹靂とて。おそろしきためしも侍る故にや」とあり。

ヂムバオリ 陣羽織。(ハオリを見よ)

チムブシ 鎭撫使は。聖武天皇天平三年十一月丁卯(二十二日)。始置二畿內總管。諸道鎭撫使一。以二一品新田部親王一爲二大總管一。從三位藤原宇合。副總管。從三位多治比縣守。爲二山陽道鎭撫使一。從三位藤原麿。山陰道鎭撫使。正四位下大伴道足。南海鎭撫使(續日本紀)。これ鎭撫使を置かれし始なり。皇政衰へて長く斯る官職も廢絕せり。明治維新の元年。東北地方騷擾せし故。奧羽竝に下總。下野等に鎭撫府を置る。地方平定するに及て。此職追々に廢されたり。

ヂムや 陣屋は。軍營を云ふ。旅中の驛舍をも本陣と唱へ。武家は之に宿泊する間。之を陣營視したるなり。德川氏の頃小藩にては。城を城と稱することを得ず。陣屋と唱ふ。尤も小藩にても特別にて城と唱ふる者あり(シロを見よ)。殿居袋に云く。萬石以下長局唱竝陣屋之事。文政五午年七月。曾我伊賀守より問合。萬石以下三千石以上を長局と相唱申候ても。相濟可申候哉。且又萬石以下三千石以上。知行所代官差置候處。陣屋と相唱不苦候哉。附。御書面萬石以下三千石以上長局と唱候儀。御定も無之候得共。有之間敷義と存候。附。御書面萬石以下三千石以上にて。交代寄合等在所之居所など。陣屋と相唱可申候得共。代官差置候場所。陣屋と唱候儀無之事と存候とあり。

ヂモク 除目。(ツカサメシ。アガタメシを見よ)

チヤ 茶は。桓武天皇延曆年中より用ひしといへり。伊藤圭介の說に曰く。弘仁六年。嵯峨帝。江州滋賀に御幸ありし時。崇福寺大僧都永忠。自ら茶を煎じて奉ると見えたり。此時代は。未だ日本に茶樹を植ゑざりし頃なれば。全く舶來の唐茶なり。土御門院の御宇。建仁寺の開祖。千光國師榮西宋に入り。茶の種子を得て歸朝

す。明惠上人栂の尾に之れを植えたる地を深瀨と稱し。今尙存すと云ふ。後宇治にも之れを移して繁殖せり。按するに茶は古代より傳へし者と見えて。和名抄にも茶茗の字を出せり。又和產は和州の山中にあり。四國。九州地方の山民は。自採して之を飲用す。熊本管內球摩郡の如きは。自生殊に多しと云ふ。又【皐盧】は漢土の種ありて。此名を呼ぶものか。今辨晰するを能はずと雖も。本邦諸國亦此種の自生あり。播州。丹波。豐前。豐後等山間に之を產し。紀州牟婁郡には最も多しと云ふ。此茶は一種大葉の品にして。之を製して飲服すべしと雖も。其味稍ゝ苦澁を帶べりとあり。又近來八木隆治の雅遊考中。茶の考說は。極て詳かに諸書を證したれば。今下に抄出すべし。云く。日吉神道秘密記に云。茶木數多有レ之石像佛體有レ之。傳教大師御建立所。茶實從二大唐一大師求持。有二御歸朝一植二此處一。其後山城國宇治郡栂尾。所所植弘給云々。卯月祭禮未日大政所神幸二宮八王子。十禪師。三宮御茶調二進之一。社務當參之役人視之。以レ爲二淨水一。此茶園之奧有二大寺一と（傳教は延暦二十三年遣唐使に從ひ入唐し。翌二十四年歸朝す）本邦の古書に茶の事を視る。此記事を以て最も古しとす。顧ふに是より先き。既に我邦に茶の樹ありしか。實に此記事の如く。茶子の我邦に傳はりしは。最澄（即傳教）歸朝の日即延暦二十四年なるや否や。今考ふべくもあらず。然して是より後に至り。茶の事續々所見有り。凌雲集に云。秋日皇太弟池亭賦二天字一御製（上略）。蕭然幽興處。院裡滿二茶烟一と（御製は嵯峨天皇にして。皇太弟は淳和天皇なり）。又同集に云。夏日左大將藤冬嗣閑居。院御製（上畧）。吟レ詩不レ厭搗二香茗一。乘レ興偏宜レ聽二雅彈一。又云從七位上守少內記滋野宿禰貞主。夏日陪レ幸二左大將藤原冬嗣閑居院一應レ製（上略）。酌レ茗藥室經行入。橫レ琴玳常倚二岩居一と。此集は序文に記したる如く。延暦元年より弘仁五年迄の間に於る詩人。二十三人の作九十首を集めしものなり。又文華秀麗集に云。夏日。左大將藤原朝臣。閑院納涼探二得閑字一。應レ製令製（上略）。提レ琴擣レ茗老梧間と（此令製とあるは。淳和天皇儲位に在せしときにして。凌雲集と同時なるへし）。又云。答二澄公奉獻詩一。御製（上畧）羽客親講席。山精供茶坏と。又云。題二光上人山院一。錦彥公（上略）。相談酌二綠茗一。烟火暮雲間と。如レ此當時詩にも作りしを思へば。專ら茶を賞翫せしこと明かなり。然れとも其翫びし茶は。最澄か携歸りし所の種か。或は既に其前より生育せし別種の茶か審ならず。遍照發揮性靈集に云。中壽感興詩序云。曲根爲レ褥。松柏餝饍。茶湯一埦。逍遙也足と。又云。弘仁五年閏七月八日。獻二梵字竝雜文表一。窟觀餘暇時學二印度之文一。茶湯坐來乍閱二震旦之書一など見え。又類聚國史に云。弘仁六年夏四月癸亥。幸二近江[illegible]滋賀韓崎一。便過二崇福寺一。大僧都永忠護命法師等。率二衆僧一奉二迎門外一。皇帝降レ輿升レ堂禮レ佛。更過二梵釋寺一（崇福梵釋兩寺とも今廢して其跡審ならず。崇福寺一名滋賀寺。又建福寺とも云。天智天皇七年建立に係り。梵釋寺は延暦五年の建立に係る。其位置長柄山麓に在しと云。兩寺とも各十五大寺の一なりと。拾芥抄に見ゆ）。停レ輿賦レ詩。皇太弟及群臣。奉レ和者衆。大僧都永忠手自煎レ茶奉御と。（元亨釋書に云。釋永忠京兆人。姓秋篠氏。寶龜之初入唐留學。延暦之季隨レ使歸と。日本紀畧に云。弘仁七年夏四月庚子。是日。大僧都永忠卒。年六十四）。按に永忠僧都が煎じゝ茶は。何れの產なりしか。最澄か日吉山に植たりし茶種の成長して。芽を摘むばかりに成りしにや。又茶を喫するとも漸々行はれしと見え。同國史に云。弘仁六年六月壬寅。令下畿內竝近江。丹波。播磨等國植レ茶每年獻上レ之と。經國集に云。雜言和二出雲臣大守茶歌一（一首）。惟氏。山中早春枝。萌芽採檟爲レ茶時。山傍老愛爲レ寶。獨對二金爐一炙令レ燥。空林下淸流水。沙（或作紗）巾漉仍銀鎗子。獸炭須臾炎氣盛。盆浮レ沸浪花起。鞏縣垸閩（或作商）家盤。吳鹽和レ味々更美。物性由來是幽潔。深巖石髓不レ勝レ比。煎罷餘香處々薰。飮レ之無事臥二白雲一。應知仙氣日氛氳と（木の芽の說に云。唐人或は鹽をさし。或は薑を入て茶を煮る事有。東坡志林に此事を云て。薛能が詩に。鹽損添常戒薑宜煮更誇と云ふ詩を引けり。こゝにも彼に傚へるなるべしと云へり）此集は中納言兼右大將春宮大夫良岑安世朝臣か。勅を奉し撰する所にして。慶雲四年より天長四年迄の詩を集めたるものなるが。當時茶を煎するに。唐人の爲す所に傚ひ。鹽を加へたることありしと見ゆ。又和漢三才圖會に云。若按茶。東國通鑑云。新羅國遣二大廉如一レ唐。得二茶子一來。王命植二智異山一（唐文宗大和二年倭淳和天長五年）是乃朝鮮國種レ茶始。本朝嵯峨天皇弘仁元年茶儀式始（先二於朝鮮一二十年許）又云。其後明惠上人入レ唐。得二嘉種一歸種二栂尾山一と（按明惠は最澄の誤なるべし。且時代も相違し明惠は入唐せしを無かりしなや）。又性靈集（天長六年九月）暮秋賀二元興大僧正大德八十一詩竝序云（上畧）是故取二鄕飮上齒之禮一。仰二大士供尊之義一。聊與二一二三子一。設二茶湯之談會一。期二醍醐之淳集一と。又云。爲三秦範答二叡山澄和尙一啓書一首（上畧）兼蒙レ覗二十茶一喜荷無レ他と見え。又田氏家集に云。乞滋十三摘茶詩云。不レ勞二外出一好居レ家。大抵閑人只愛レ茶。見我銚中魚失レ眼。聞君園裏茗爲レ芽。詩行許レ摘何妨決。使二乃盈一レ筐可レ得レ誇。庭樹近來春欲レ暮。莫レ教空腹猶看レ花。木の芽の說に元慶。仁和の頃は。さる宮人の家にさへ園生を占め茶を植ゑたれとも。未た普通に作りしに非ず。詩人僧侶のみ翫びしならんと云へり）又都氏文集の

チヤ

銚子廻文銘に云(本朝文粋にも出)多二茗一。飲來如何。和二調體肉一。散レ悶除レ痾と。本朝文粋に云。慶保胤晩秋過二參州藥王寺一有レ感。參河州碧海郡有二一道場一曰二藥王寺一(中畧)有二茶園一有二藥圃一と。源氏花鳥餘情若菜卷上に云。宇多御門御出家の後。正月三日朝觀のため。延喜のみかど仁和寺へ行幸有し時。主上にも法皇にも同御茶を供せし事あり。又菅家文草に云。茗葉香湯免二飲酒一。蓮華妙法換二吟詩一。又云。東方明未睡。悶飲一杯茶と。同後草に云。煩懣結二胸腸一。起飲茶一椀(是は菅公が延喜二年の作也)。また新儀式。天皇奉レ賀二上皇御算一事の條に云。次供二御膳臺盤二脚一(延喜六年供二御高坏一)次供二御酒一(延喜十六年法皇供二御茶一也)。又召二加親王大臣一參上候二簀子敷一(延喜十六年供二御膳一。次召二大臣竝僧正聖寶濟親王一令レ候賜レ膳賜レ茶)。と見え。延喜民部式に云。年料雜器。尾張國瓷器大椀五合(徑各九寸五分)。中椀五合(徑各七寸)。茶小椀(徑各六寸)。椀二十口(徑各五寸)。長門國瓷器大椀五合(徑各九寸五分)。中椀十口(徑各七寸)。小椀十五口(徑各六寸)。茶椀二十口(徑各五寸)。右兩國所レ進年料雜器。竝依二前件一。其用度皆用二正税一と(木の芽の說に云。尾張の獻物に茶小椀とのみ有て。幾口といふ數をしるされず。其寸法は長門國の小椀に同じ。又椀二十口とあるは。長門の茶椀の數と寸法とに同じ。據て思ふに是は尾張の獻物も。小椀幾口茶椀二十口と有けむを。茶の字みだれて小椀の上に入て。さて下に幾口といふ字を脱せしなるべし。然らずば小茶椀とこそ云べけれ。茶椀とはいふべからず云々とあり。此說よく考へ得たり)又隼人式に云。年料竹器。薰籠大一口。料筥竹五十株。茶籠二十枚(方二尺)。簞筐竹各六株と。また和名抄に云。木器類茶研童孝標集。有二黃楊木茶碾子詩一(茶碾子俗謂二之茶研一。研音加彥反)と見え。北山抄御佛名裏書に云。天曆九年十二月二十二日寅刻。左大臣參入。入道親王依レ召參候。結願後撤二御前疊一。施二菅圓座一。入道親王待二間東庇一(中畧)親王依レ仰彈二和琴一(中畧)。數曲後賜二法親王祿一。紅染細長一襲(御衣)櫻色綾一襲。茶竝茶具二裹(付二五葉枝一)とあり。又西宮記九月季御讀經の條に云。召二典藥厚朴一爲二引茶料一と。又延喜天皇季御讀經の條云。引茶之後云々。又臨時御讀經の條云。上卿依レ仰於レ陣定二僧名一。令レ勘二日時一(二十日三十日隨二時議一)內藏寮進二料物一請奏。藏人奏下辨史催行。夏引茶內藏藥殿。四位行水。五位六位引茶。甘葛煎所茶(藥殿)云。器等之類(藏司)。或夏賜レ扇。御導師隨二吾句一云々。又臨時の部云。茶園(在二主殿寮東一)と(拾芥抄同し。又大內裏考說に云。茶園在二宮城艮隅一。占レ地方卅五丈と。又百寮訓要に云。典藥頭もろ〳〵の藥を收めらるゝ所なり。此寮には藥園。茶園。枸杞園ありと。茶園は典藥寮の管する所にして。今の神泉の西南の地にありしなり。目下如何なりしか。維新前までは若狹守酒井氏の邸地なりし)。權紀長德元年十月十日の條に云。出納爲親造レ茶。所レ請者今年造二進御茶料物文一と。都名所圖會六波羅密寺の條に云。村上帝御宇天慶五年に疫癘時行て死するもの數をしらず。空也上人これを憐給ひ。十一面觀音の像を造りて車に乘せ。洛中を自身牽ありき給ふ。是當寺本尊也。觀音に供する點茶を疫人にあたへ給へば。一同平癒す。村上帝之を聞召して吉例とし。每歲元三に服し給ふ。萬民今に此例を行ふて名を王服と號て。年中の疫を免るゝと也云々(又雜談抄によれば。村上天皇御惱の節。當寺觀音の靈夢により。供する所の茶を服し給ひ。御惱平癒す。之によつて後王服と稱し。每歲元旦に當寺の供茶を召て服し給ふ云々とあれ共。何れも確證とも難くや)。江家次第(季御讀經の條裏書)に云。天喜四年二月。每二夕座一侍臣施二煎茶一。衆僧相二加甘葛煎一。亦厚朴生薑等隨レ要施レ之。紫宸殿所雜色等參上。施二件茶一於二大極殿一。修時亦同。但茶用茶器等見二所例一也(藏人式)と。又春日祭の條云。中關白(道隆なり)爲レ使於二兼時山崎家一飲レ水。兼時依レ無二土器一。以二茶垸一獻レ之。關白頗有二疑色一。兼時得レ心(一作意)乍レ給二茶垸一渡レ前云々。また海人藻屑に云。茶者自二上古一我朝にあり。挽茶節會とて於二內裏一被レ行二公事儀式一。然葉上僧正入宋之時。重而茶の種を被レ渡。栂尾明惠上人翫レ之。されば本の茶と云は栂尾也。非とは宇治等の事也。若人の前にて茶持あつかひ不レ知は無下也。大方可二習知一事也。建盞に茶服入て。湯を半計入て茶筅にてたつる時は。たふたふと湯の音の聞ゆる樣にたつるなりと。小阿伽井顯辨上人被レ申きとあり。「大和本草に或說を(此或說と云ふは靈岩寺大蟲所化作茶湯記を云か)引て云。千光國師入宋の時。茶の種を取來。筑前國背振山に植う。是を岩上茶と云。千光上京して。栂尾明慧上人に宋より來れる茶子を與へ。栂尾に植しむ。栂尾に茶を植しは明慧上人也。鳥鼠同穴集に。後鳥羽院の御宇。明慧上人茶の實を宇治と栂尾に植しと云へり。栂尾には今茶をうゝることと少しとあり。是を以て本邦に茶の傳はりし始の如く思ふ人もあれ共。仍は前の本文に記したる如く。建曆時代既に茶は本邦にありしを知るべし」)東鑑(建保二年二月の條)に云。四日己亥晴。將軍家聊御病惱。諸人奔走但無二殊御事一。是若去夜御淵醉餘氣歟。爰葉上僧正候二御加持一之處。聞二此事一稱二良藥一。自二本寺一召二進茶盞一而相二副一卷書一。令レ獻レ之。所レ譽二茶德一之書也。將軍家及二御感悅一と見えたり。さて此所レ譽二茶德一之書と云ふは。今存する所の喫茶養生記なるべしと云へり。即ち喫茶養生記序に云。茶也養生之仙藥也。延齡之妙術也。山谷生レ之。其地神靈也。人倫採レ之。其

人長命也。天竺唐土。同貴二重之一。我朝日本僧嘗嗜愛矣と。又同記に云。採藥時節採レ茶樣。調レ茶樣云々。又云抑我國人不レ知二採レ茶法一。故不レ用レ之。還譏曰非レ藥云々。是即不レ知二茶德一之所レ致也。榮西(葉上僧正の名即ち千光國師なり)在唐之昔。見レ貴二重茶一如レ眼。有二種々語一。不レ能二具注一。給二忠臣一施二高僧一。古今義同と。又云。喫茶法極熱湯以服レ之。方寸匙二三匙多少隨意。但湯少好。其又隨意と(木の芽の說に。此養生記と東鑑とのことを論して云。茶といふものは。此僧正のとりつたへられしより始めて。こゝには有そむるものならぬを。などてかばかり。今はじめたる事のやうにしるされつらんと。かたぶかれしを。後に思ひみれは。其疑なむなか〳〵に永忠僧都の早う傳へられし種は。いつしか世に衰へ果たりし事をしらるゝよすがとはなりける。さらずば。いかてか我國の人は之を用ひず。摘むやうもしらずなど、しるさるべき。其摘採る時よりして。炙り調ふる事。呑むやうまでこまやかにさとしゝるされたるにてしりぬ。其世には早しれる人無くなりしなりけり。此僧正はいまだ都におはしける時。栂の尾の明惠上人法問のために。建仁寺に親しくおほせしかば。之を贈りたまへる事ありき。そのかみ栂の尾にていかなる物ぞと醫師に尋ね問れしに云々の能多けれとも。我御國にはをさ〳〵ある事なしと答へしかば。さはめでたきものよ。おこなひつとむる法師ら。必す呑て助け多かりぬべしとて。其種をかの僧正よりもとめえうして。始めて栂の尾に植初められし由。上人の傳記に見ゆ。此傳にても其世のおもむきはしられたり。さて後宇治の里にておほしたてしよりなん。天下にたえて類ひなきものはいできそめたるなりけり云々)。雲圖抄(季御讀經の條)に云。季御讀經事(初日)引茶事(第二日。往古或第三日)朝夕兩座畢引レ之(中略)。先レ是行事藏人令レ舁立二引茶雜具於小板敷前一也と。又年中行事歌合二十五番左。上野駒引。右。季御讀經(歌畧)。判詞云。(左畧)。右は季御讀經とて大般若經を春秋百數にて講ぜられ侍るにや。引茶とて僧に茶を給ふなり。されば茶は昔よりおほやけのもてなし物にて有ければ。大內にても茶苑など侍るなり。中頃栂の尾の何の上人とやらむ。茶の種うゑたるよしなど申はひが事にて侍るにこそ(木の芽の說に云。などいふはひがことにこそとかゝせ給へるはさるをながら。などて葉上僧正をはおきて。栂尾の上人をしもあげられけむ。いぶかしき事と其故よしを思ひたどるに。かの上人のうゑ置れたるが。いとよう所を得て。とがのをはやくより。これに名たゝる所となりしかば。世にいみじくのゝしりて。自づから上人の上をのみ言傳るより。早こゝを事のもとゝ思ひゝがむる人も有ければ。さは記されしなめりかし(中畧)。あるふみに。栂尾の上人は葉上僧正とゝもに唐土に渡り。同じ船にうちぐして。此種取て歸られしかば。さてなむもろこゝろに。宇治、栂尾などへは。うゑそめられきとしるしつたへしは。いみじきひがごとこそ思はるれ。上人は高倉院のおほんとき。承安三年に生れて。彼僧正の唐土にとて船出せられし後。鳥羽院の御世文治三年には。僅かに十五のこわらはにておはせしなり。をさなおひよりなへての見どもとは。いたくことなる所ありて。たけくをゝしき心たましひもたる人にておはせしかば。其程とても荒海の潮の八百あひ押渡て。異國遠く伴はるる間數にもあらざめれど。榮西禪師のさるわらはへの。かたなりなる人うちぐして。浪路はるけき唐土かけて行はなれ給はむものか。そは丸まれ角まれ。上人は高雄の淨覺大德に從ひて。十六の年の春始て頭そりて。其彌生には東大寺の戒壇にて。いむことうけられしならずや。明惠傳記。元亨釋書に詳なり。いかで去年の夏唐土に渡り。今年の春此國に受戒せらるゝやうあるべき。又かの禪師とゝもに。此朝廷に歸られなば。そは建久二年にて入道せられし時よりは。五とせの後にこそあれ。かくとにかくたがふふしのみおはかれば。此上人も唐土より共に茶の種とり傳へられしといふは。あらぬ事なるをしるべし。後醍醐の帝の御時などに至りては。いつしかさかりになりもてきて。くさ〴〵品わきて摘出るやうにも成けらし【茶の會】といふ事。世にひろごりて。四種。十服の茶の品定めして。七十服茶。百服茶などいふ事さへ聞えそめたり。そは十服茶の式によりて數おほく物するをにこそと云へり)。太平記(千劔破城對陣の條)に云。大將の下知に隨て軍勢みな軍をやめければ。慰むかたや無かりけん。或は碁。雙六を打て日を過し。或は百服茶。褒貶の歌合などを翫て夜を明すとあり。云々。以上八木氏の考なり。扨【一服一錢】とて路上に茶を立てゝ賣ること七十一番職人歌合に見えたり。足利義政公の時。茶會盛になりて。茶を喫するには儀式を要する風となり。豐臣氏より德川氏の初に至りて。茶の宗匠輩出したり(チヤノユ參看)。千宗旦に至りて。是迄の傲奢を改めて。ワビと云ふ事を主とし。數寄と云ふ事を云ひ出したり。ワビとは佗しき事。數寄とは物の滿足せる事にして淸貧の境界を云ふなり。又八木氏の考に云く。又【攝待】と云て。今も佛寺或は街頭に茶を責て衆人に施與するあり。是も古き事と見えたり。華實年浪草に佛祖統紀を引て云。宗曉傳曰。鑿二義井於城南欅社一曰二法華水一。以飲二行者一。作二亭其上一。施以二湯茗一。結レ屋數楹屋爲二接待一と。又同書に錢止庵傳を引て云。嘗於二鄉州一建二接待十所一と。又碧巖を引て云。大隨法眞和尙。承二副大安禪師一作二火頭一。乃東川鹽亭縣人參二見六十餘

チヤ

チャ

員善知識。昔時在二潙山會裏一作二火頭一。於二瑚口山路次一煎レ茶接待。三年後方出開山任二大隨一と。是に由れは接待の名既に漢土にあり。又作りものなれとも摂待と云猿樂あり（源義經奥州へ潜行の途にして。故佐藤嗣信の老母が山伏摂待するを聞き。其家に宿る處の曲なり）。然れば足利氏の時代摂待と云ふ世に行はれしと見えたり。「華實年浪草に紀事を引て云。此月（十月）製茶了。諸方人携レ壺領二納新茶一。然後寄二壺於山岑清冷之地一。而避二盛暑土用之暑濕一也。洛外愛宕山爲レ宜　凡製茶有二前後之次第一。故謂二摘茶時焙爐時擇茶時一と。又云新茶製畢之後。獻二新茶於高貴家一。謂二之試茶一。古茶者對二新茶一之名。故新古共爲二夏季一也。」按ふに。茶は古來粉末にせしと。葉茶の儘との兩様を用ひしなり。然して其原は摂生の料に喫せしに起り。（前に引たる都氏文集。菅家文草。及東鑑其他を參考すべし。）遊玩の具と化り（足利氏以來を云。前に記する所あり參考すべし）。時としては交際上の要具と轉し。（此事前に證を引かされとも。太閤時代の前後に在ては豪傑諸州に割據し。互に豺狼の心を懷き。邂ま野心なきを疎遠にして隙を生ぜんとを患ひ。茶會を設て互に和親を結び。又或は密談を爲す媒ともなりたり。然れは茶室に入る前必す櫓下に脫刀せしも。各自隔意なきを表せし也。）又或は弊を生して暗に人を殺す毒具と變し（此事も亦證を引かざれとも。茶に毒を加へ人を殺せしと。往々世の口碑に存す）。遂に本邦全國至る所茶を喫せざるなく。客來るあれば必ず先づ茶を薦むるを禮となすに至れり。古來茶の關係する所博しと云べし云々。」以上の考說を以て茶の源流盛衰等を領知すべし。尙一二の書に見えたる所を以てその說を補ふべし。【茶壺】は茶を入れて貯ふる大なる壺なり。呂宋の產を上とす。次は古瀨戶。次は信樂とす。茶壺の袋は眞行草の製あり。又口を結ぶ緒は長きと短きと。紅。紫の二樣あり。其の結び方に法式あり。濃茶を茶袋に入れ。此の壺の中に置き。其の周圍に葉茶を滿たして詰合せとす。茶式の時之を取出して茶を點ずるを口切と云ふ（茶會の條參照）。德川氏の時。將軍の御用の茶は寒冷の地に貯ふるが好しとて。其の初め叡山に貯へしが。後甲府に貯ふることゝなり。後には江戶城の多門に貯へたりと云ふ。四代將軍以後は。茶事を催さるゝ將軍も少かりしかば。不用の茶を貯へらるゝ事も多かりしなるべし。【宇治御茶壺】是は新茶製し竟るの後之れを壺に詰め。宇治の製茶家より德川氏へ進遞するを云なり。其茶壺の遞送方嚴重にして。各驛の轉送頗る敬肅を盡せり。行旅の士民途にして之に逢へは。敬禮を爲さゞるを得さるか故。多少迂回の道を取り途上に逢ふことを避けしめしに至れり。驛遞志稿云。享保八年四月。各驛に令す。是より先。宇治茶。通行の際。路次摂待其度に過るを以て。今其弊風を更革し。勉て簡便に從はしむ（御觸御書付留。按するに。有德院殿御實記に。寬永九年始て宇治茶を召す。江戶殿中坊主二人多く茶壺を齎し。徒士頭一人走衆を具して。道路を警衛し。先宇治に至て名茶を求め。之を京都愛宕山に納ること一百餘日。後山を下して直に江戶に致す。路次公私領。皆其馬夫を出して之を饗應す。將軍家綱に至り。愛宕山に納るを廢して。甲州谷村に納む。納め畢れは。則其護送人等皆江戶に歸る。其秋更に甲州に至て。再江戶に致す。將軍吉宗。其費多を聞き。護送者の饗應。及徒士の警衛を廢し。二條城在番の大番一人を添へしむ。元文三年又甲州谷村に納るを止めて。直にこれを江戶に致し。以て富士見櫓の上層に納むと云）。また一話一言に。池田氏筆記と云ふを引て云。安永七戊年六月四日　新御壺二ツ。禁裏へ御進獻有之。右は今朝四時。所司代屋敷へ來る。同日御所使差添ふ。御進獻有之。當年獻ぜられしは。愛宕山へ被遣。去年差置れしを。御上りに成よし也。又公儀へは。宇治より直に江府へ御壺下るよし。尤此節御數寄屋頭衆一人。同御坊主衆。江府より上京のこと。但例年右之通也。」また驛遞志稿云。文政五年十月　先に山城國。宇治の茶商等。其獻上を名として。多量の製茶を發し。定賃錢を以て。甲州道中を遞送す。今獻上の宇治茶。及臨時官用の茶額を定めて。一年三駄に過ぎさらしむ（舊記。五街道類寄）。天保元年四月令す。近來公用宇治茶を護送する茶房長。及其給使等。其途上に於て暴行あるを聞く。自今是等の事あるを見れば。驛家直に之を訴出すべし（舊記）」。又文久二年六月十日の達しに。年々宇治へ御茶壺被遣候節。通行筋領分。知行有之面々より。これ迄御茶壺。登り下りとも無滯通行相濟候節。屆被申聞候へども。以來は屆書差出候に不及。且又通行宿々においても。無益の手數は相省候樣可被致候。右之趣通行筋領分知行有之面々へ寄々可被達候事。これは茶壺通行の手數を省き。船道取扱を簡易ならしむるの意なり。【茶園の事】いにしへ公方の御園は。森。川下。武衞は。朝日京極は。祝。奥の山。山名は宇文字にして。四ヶの園とは森。祝。宇文字。朝日なり。これを名園と云ひ傳ふるなり。以上六園也。上林を加へて後に宇治の七園とす。七種のうたに。「森。祝。宇文字。川下。奥の山。麓。朝日に雪消にけり」。「奥山のふもと朝日に雪消えて。川下祝森宇文字の園」。【茶の良否】能き茶の三段と云ふは。匂ひふとく味強く跡迄風味殘るを。人々大方よき茶と云ふなり。匂強く。味甘み少し有て。跡迄味の殘るを能茶と云ふ。匂細く強く味甘みばかりの樣にて輕く小味にて。風味は不殘茶の氣跡まて久敷殘るを能茶と云ふなり。この類は人々の好次第

なり。【茶の壹斤】は二百目を以て斤と定む。貳拾目を壹袋と云ひ。拾匁目を半壹袋とし。五匁目を小半袋と稱する也。【宇治茶摘歌】一話一言に六七首を出す。因に爰に抄す。「御代は治まる御もつ(御茶壺の事也)はつまる。なほも上樣末繁昌」。「ことしやこなたに御知行がまして。けさの折紙五萬石」。「宇治の橋には名所が御ざる。籠で水くむこれ名所」。「御茶をつむなら宇治上林。あひにながむる水車」。「槙の島にはよきぬのさらす。我は君ゆゑ名をさらす。」「日出たく〱の若松さまよ。枝もさかえる葉もしげる」。右横井祇州より傳と。木室卯雲の雜記にみえたり。

【茶器】茶に關する器具頗る多し。抹茶に用ふる器には。茶臼。茶入。茶筅あり。煎茶には土瓶。急須。湯さまし。茶托。茶臺。茶盆。茶ほうじ。茶漉し籠等あり。而して茶杓。茶柄杓。茶釜。茶碗。茶巾。水こぼし。水注等は。煎茶。抹茶共に用ふるものなり。

【茶筅】は竹を割りて作る。茶を點じて泡を發せしむる具なり。和州高山石政が作勝れりと云ふ。空也上人の徒弟茶筅を作りて洛陽に販賣せり。七十一番職人歌合に見えたり。和訓栞云。ちやせん。茶筅の字大歡茶論に見えたり。茶はもと抹茶にて。點茶に茶筅を用ひたり。今も抹茶の時は然り。元の時よりは葉茶を專らにす。此方にても始には煎茶にも茶筅を用ひたりとぞ。今は然らず。」漢土のむかし。唐宋迄はなき物也。白集。湯添ニ勺水ニ煎ニ魚眼ー。末レ下ニ刀圭ー攪ニ麴塵ー。蔡襄が進茶錄に。茶器を論ずる處。一切茶器を擧たれど。茶筅はなく。茶匙要ニ用擊拂ー有レ力。黃金爲レ上。人間以ニ銀鐵ー爲レ之。竹者輕。建レ茶不取といへり。是にて茶しやくを用ひて攪たる事知べし。家禮儀節に古人飮レ茶用レ抹。所謂點茶者。先置ニ抹茶于器中ー。然後投以レ湯滾點以ニ冷水ー。而用ニ茶筅ー調レ之。茶筅之制不レ見ニ於書傳ー。惟元謝宗可。詠ニ茶筅ー詩。此君一節瑩無レ瑕。夜聽ニ松風ー漱ニ玉華ー。萬縷引レ風歸ニ蟹眼ー。半瓶飛雪起ニ龍牙ー。名物六帖に。元氏以後專用ニ葉茶ー而抹茶廢。故丘文莊。家禮儀節。因ニ元人詩ー纔彷ニ彿其形狀ー。此一小器耳。世代遷。革由失ニ其制ー。況大ニ於此ー。宜考古之多失也と有る。この先生は抹茶すたれて。茶筅を用ざる故。其製しれがたく丘文莊纔に元詩を引たると思はれたるなり。家禮儀節にいへる意は。さにはあらず。茶筅は現にあれども。物にしるしたる事なき故に。謝が詩を引たるなり。宋の末元の初などに出來し器歟。凡そふるき事は。傳のよくしるゝもしれざるも。大小にはよられども。細きは多くしれ難きものをや」とあり。【茶匙】は和漢三才圖會に云。長六寸一分節以上席目七ツ以下席目六ツ蔡君謨茶錄云。茶匙要ニ擊拂有ヒ方。別有ニ香匙藥匙之制ー。按俗誤以ニ藥匙ー稱ニ茶匙ー。而茶匙乃稱ニ茶杓ー以別レ之。珠光。宗珠。紹鷗。利休。慶首座。瀨田掃部。少庵。道安。道珍等茶人。自所レ削者價貴爲ニ家珍ー。又泉州堺有ニ甫竹者ー。世削ニ茶匙ー得レ名。其長以ニ疊目ー爲レ寸。或以ニ指橫寸ー。」嬉遊笑覽に茶杓など誰が作といふも多くは自作にあらず。ことに高貴の人はよき職人を召仕ひて。自らは銘などしるすまでなり。卜養狂歌集。いつさいといふ人は。小堀殿の茶杓削りなり。年もより侍りければ。もはや細工もなりがたし。かたみとて茶杓を削りてくれ竹の殊更見ごとに侍りければ。末の代にも又其の寶ならむと思ひ。我もかたみに一首書つけて。筒の上にかくなむ。「くれ竹の末のよまでも殘しおく。一さいしゆしやうのため茶杓哉」とあり。

【茶托】は茶器なり。和漢三才圖會に云。按。手承レ物曰レ托(拓同)。今以ニ托子ー進レ茶者。使ニ熱湯ー不レ損レ掌。凡憚ニ己手不潔ー也。」演繁露に。唐の建中の頃。蜀相崔寧が女。茶盃に襯なく。手の熨きを厭ひて。楪子をとりて之を承啜るに盃傾く故。蠟にて楪子の中央に環を作りてより。世に廣まり其底にも環を作りなど。さま〲物ずき出來ぬよしいへれ共。周禮彜下有レ舟。鄭司農曰。舟乃尊下臺若ニ今之承盤ー。これその象既に漢に具れりといへり。光廣卿和歌抄に。諸のしき物は何にてもかしはの名あり。然れどもうれへかなしきをにはつかはぬ詞にて。茶臺などを幽齋のすゞめがしはと。常に申されしも。雀舌といふ良品の茶の名ゆゑにや。それさへめでたき時のをばに申されしとあり。按するに茶托は支那の茶器にて。金屬。木材にて作る。茶碗をのせて客の前に置くなり。近世日本も之を用ふ。茶臺は茶碗を客に進する時載せて出す器にて。日本にては茶碗を客に進むれば。客は茶碗のみを取り。給仕は茶臺を取りて返る風なり。又腰高の茶臺は茶碗を之に乘せて。座側に備へ置く爲の器なり。主人の用ふる者にて客に出す者に非ず。蓋ありて茶碗の冷むるを防ぐ。

【茶入】和漢三才圖會云。茶入高二三寸。大者四五寸。小坩可ニ以盛ニ碾茶ー。形狀名目數品難ニ勝計ー。所謂文林。肩衝。小茄子。尻膨。丸壺。文茄(爲ニ唐物之名物ー)古瀨戶。春慶。飛鳥川。靑江。禾目手等(爲ニ本朝之名物ー)。又老人雜話に。茶入の高直に成たるも。近代の事也。老人少年の頃は世上おしなへて。名物と云は玉堂と云茶入と。利休が圓座肩衝と計也。何程と云事もなく。無類名物の樣に云也。其後相國寺に有りし石をも相國寺と云ふ。圓座の肩衝を。古田織部黃金拾壹枚に求む。是高直の始也。程なく加賀殿へ五百貫に賣る。是れは織部治部と中惡しき故。勘定をせつかれて勘定の爲に賣しと也。道哲親圓淨坊取次にて代金を持來りし時。老人織部方に居合たり。黃金六拾枚と蓮華王の茶壺壹ツ持來て。壺に此方より所望のよし也。圓座肩衝は今江戶に有しが。丁酉の火に灰塵となりしとぞ。日野肩衝は。日野唯心。大文字屋に賣玉ふ

時。老人を呼て此茶入を黄金五拾枚に賣へき約束す。少味あしき事有程に。五貫おとして四拾枚に成共。美作守殿などに御取あらば遣度事也と。自分に袖に入て持行見せよと申に付。見せけれども代物調兼たるに依て首尾せず。終に大文字屋が手に落」とあり。委くは茶入の條を見るべし。【茶通箱】利休形といふもの寸法。印籠蓋の小き箱なり。長さ五寸五分半。内法五寸。巾三寸三分。内法二寸七分半。惣高さ三分半。蓋の外法八分四りん。内法六分半。キ高さ六分かきさん。キより下二寸五分半なり。又同じ形三つ入と云ふものゝ寸法は。長さ八寸二分半。内法七寸六分半。巾三寸三分。内法二寸七分。惣高さ三寸四分。内法二寸八分二りん。ふたの外法一寸一分半。キの高七分。外法一寸なり。此の外宗和形。遠州形。石州形等あれとも畧す。茶通箱は濃茶。薄茶。又古茶。新茶。或は客持參の茶と亭主の茶等の二種點ずる節用ろものなり。【茶巾】は和訓栞に拭盞巾也。受汚も同じ。」茶碗を拭ふ布を云ふ。【茶を磨くと】嬉遊笑覽に云。多くはあるじの留主に挽するならひなれば。手づから磨とはいと稀なり。俳諧埋木「また留守をして茶臼ひけとや」。續山井「松風の音や茶をひく神の留主」。後撰夷曲集「口切の會を催す十月は。神の留守しつ茶をひいつなり」。俳諧染絲「殊の外れこきは留主もたのみがた。茶はとにかくに自身ひくべし」。古き前句付に「春に成けりく唯ゐてもれふりきようの茶ひき坊」。多くは茶ひき坊は盲人なり。茶は手づから點るにあらずや。然らば磨も手づからすべき事なるべしとあり。【茶碗】チヤワムの條を見るべし。【茶臼】ウスの條にあり。【茶釜】カマの條にあり。【茶杓】抹茶に用ふる茶杓は。右茶匙の部に見えたり。煎茶に用ふる茶杓は小き箕の如く。竹。唐木又は紙張にて作り。茶筒より急須(參看)へ茶を入るゝ時は。之にて分量を計る具なり。

【茶業規則】德川幕府のころは別段取締の規則も設けざりしが。明治に至り外國貿易品となり。輸出盛んなるを以て。奸商粗製品を輸出して。大に聲價をおとせり。因て同業者組合規則を設けて。大に奸商を戒めたり。【茶の種類】綠茶は紅茶に對して云ふ。通常の茶を云ふなり。其の内に番茶と云ふは下等の茶を云ふ。多くは香氣を出す爲め焙じて煎ず。上等の茶は焙ずるとなく。急須に入れ。一旦沸かしたる湯を七八十度の溫度に冷して之を點ず。中等の茶は沸騰したる儘の湯を之に灌ぐ。綠茶は未だ洋人一般の嗜好に適せず。米國シカゴ。佛國パリス博覽會抔に。綠茶の喫茶店を開き。大に其の流行を鼓吹したれど。猶寥々たるもの也。【紅茶】明治十一年一月。紅茶製方傳習規則内務省より布告せらる。云。本邦の製茶方未た全く海外の嗜好に適せず。一度支那人の再製を經されば。彼の需用に供せず。而して其需用僅に米國に止り。歐洲に適せす。之を以て近年産出大に增すと雖も。却て其價格を低下し殆んと勞費を償に足らす。是に於て紅茶製方を開んか爲め。曩きに委員を印度支那に派遣し。其製方を研究せしめしに。印度の製最も精良にして。其聲價諸州に冠たり。本年高知縣下に就て其製方に倣ひ試製し。且其販價を實驗せしめしに。果して其嗜好に適するを確認す。然れとも今其製出の始に當り。若し粗惡の製品を輸さは。必すや外人の信用を失ひ。之か爲め全國紅茶の聲價に影響し。其損害亦た測かる可らす。是れ此規則を設け廣く製方を敎示する所以なり。傳習人等能く此旨を體認遵守すべし(規則畧す)とあり。是紅茶製出の始なるべし。是より前横濱。神戸の外人等は。綠茶を買ひて之を自館内の製茶場にて焙じ。殆ど焦す許りになし。之を罐に詰めて本國に輸出す。本國に至り仕上をなして紅茶となす也。紅茶は支那人は之に湯を灌ぎて。砂糖を入れ又は入れすして喫し。西洋人は之に砂糖と生牛乳を注入して喫す。以上綠茶紅茶を【煎茶】と云ひ。【挽茶】を抹茶と云。甲は之を入れ又は煎じると云ひ。乙は之を立つる。點じると云ふ。【粉茶】煎茶の粉になりしをば。土瓶に入るれば。茶殼の浮び出でゝ不便ゆゑ。粉茶をば茶漉し籠に入れ。之を茶碗の上に載せ。其の上より湯を注げば。茶碗の中へ出るなり。休息茶屋にては。維新頃迄多く粉茶を用ひたり。【甘茶】甘茶は。茶には非れども。此に附記す。四月八日灌佛とて釋迦の銅像に注ぐ水をいふ。これは甘草を煮て製したるものにて。都鄙諸寺院にて行ふわざなり。殊に東京本所回向院は參詣の人も群聚し。且この甘茶を小さき竹の筒にいれ。受て家々へ持歸るなり。古代は灌佛の式も禁中にて嚴かに行はれたる佛事にて。五色の水を以て佛に灌ぎしよし也。この事公事根源に見ゆ。【磚茶】茶を煎して之を板の如くに壓し固め。磚の如くしたるものなり。日本には之を作りしを聞かず。」【茶の効害】内務省衛生局雜誌(三十號)に。茶の品等は專らテーカラフト(茶の効力の義にして亞的兒性の油コロヽヒール。鞣素。テーインを總稱す)の多寡に因る。今其品等を定むるには。先づ茶を亞的兒三分。亞爾箇保兒一分の清液に醮して。テーカラフトを浸し出し而して其多寡を檢すへし。然れども茶の燒灰中に含むところの原質(鐵。滿俺等を云ふ)も亦品等に關係せさるを得す。依りて更に茶を焚燒し。其灰に就きて之を檢すべし。此の兩件に依りて大略其の品等を知るに足れりと雖ども。尙ほテーカラフト所含の原質中鞣素。テーインの分量に隨ひ。亦少しく差異なきこと能はず。故に別に鞣素。テー インの定量を分析して表中に記載

す。

茶名	茶百分中効力	茶百分中鞣素	茶百分中テーイン	茶百分中燒灰
第一折物	二九、七七	一四、二〇	二、九三	五、九七
第二玉露	三四、〇〇	一五、六〇	二、四二	五、八〇
第三薄茶	三五、七五	二二、七二	三、四四	六、一五
第四濃茶	三五、六五	二五、二〇	四、二一	六、〇五
第五飛出茶	二九、一二	一四、二〇	四、一五	四、九七
第六晩茶	二七、七五	一三、〇六	一、九八	五、〇六
第七輸出茶	三〇、四〇	二三、九六	二、五七	四、六八
第八支那練茶	三六、〇〇	一九、八八	三、三六	四、一〇
第九支那黑茶	三〇、八五	一四、〇六	四、六七	五、六〇
第十支那紅茶	三三、〇七	一四、二〇	一、九四	五、六〇
第十一支那綠茶	三七、三五	一五、九五	二、九三	五、七三
第十二日本紅茶	三六、二五	一五、七五	二、九六	五、二八

右の表に由りて之を觀るに。日本製茶は猶ほ支那製茶のことく。鞣素及びテーインに富めるを以て。其滋養の効。他國の茶の右に出づるとを知るへし。」又た其燒灰は諸種の茶に於て百分の四乃至百分の六なり。是れ其贋僞の品に非ざること證するに足れり。」支那製茶は其製造の時に當りて他の香竄なる樹葉若くは草花を和し以て其香分を分與す。日本製の茶に在りては然ると無し。上に擧ぐる所の諸種の茶盡く滿俺を含み。之を定量するに第一種に在りては百分の一、〇四。第二種に在りては百分の〇、二一なり其他大抵之に同し。」試に青葉を取り燒きて灰と爲し之を檢査するに尙ほ滿俺を檢出す。因りて此滿俺は日本茶樹固有の成分なるとを知るへし。テーインはウーレ氏の法に從ひて試驗するに結晶形と爲り分離せり。鞣素はヘーリンク氏及びミュルレル氏の法に依りて之れを試驗せり。」(効)適宜に之を飲用すれば神經系統を刺衝して精神を鼓舞し。身體を强壯にし血液の輸送を催進して筋及び神經の作用を盛にし。滋養を助けて筋肉を健剛ならしめ。動脈管中の血壓を强くして尿の分泌を增多す。又勞働及び饑渴の爲に身體衰弱すれば。一時壯健を覺ゆと雖ども其の甚しき者に在りては却て害ありとす。其中に含める所の滿俺及鐵は。體中の血液製造に於て甚だ有効なる者とす。安質母尼製劑及び痲醉藥の消毒と爲し用ひて効あり。」(害)身體を勞働せす坐して業を操る者。身體の營養不給の者。飲食の消化不良の者。小兒及び虛弱の婦人又は之を飲むに慣れさる者等之を多飲すれば害ありて不眠。頭痛。腦充血。消化不良。心悸亢進或は慢性攣搐等の諸症を發す。

チヤイレ　茶入は。挽茶を入るゝ小さき壺也。陶磁器又は漆器にて作る。山本麻溪の筆記に據るに。其形種々あり。

茄子

尻膨

樽

文琳

小肩衝

常陸帶

九壺

鶴首

大肩衝

飯銅

水滴

湯桶

大海

水滴

ほう附

柿

手瓶

口瓢簞

擂茶

橘

車軸

驢蹄口

十王口

神頭

廣口

餌籠

角の木肩衝

達磨（タツマ）

鮟鱇

圓坐

勢子

右茄子。文琳。丸壺の如きは。漢。又は唐物に多くあるもの也。また漆器にて作りたるを薄茶入とす。

【薄茶入】又濃茶入にも用ゐる漆器なり。袋を掛けて濃茶にも用ふ。俗に棗とも云ふ。中次は茶臼にて挽きたる茶を。茶入に移す。前に假に入るゝ者なりし故中次の名は起れり。

ナツメ形

吹雪形

中次形

樂器形

金輪寺棗

右金輪寺棗は後醍醐天皇御勅作にして。高さ二寸三分。口徑外法二寸二分内法二寸。ふた山眞中にて二分。ふたのキ二分。ふたの出端五りん。底深さ五りんくり上る。底のふち木あつさ五りんなり。

【古瀨戶竈】又瓶手竈とも云。藤四郎作。口兀手。根拔。古瀨戶。大瀨戶。辰市手。夏山手。蟲咀。掘出手。却含手春慶。瀨戶春慶。雪柳手春慶。飛藥手。【眞中古竈】藤次郎作（藤四郎孫也）。大海。內海。福茶。天目手。芋の子。魁芋。絲目。祖母懷。面取。面取の面不取。蠟燭手。大覺寺手。杜若手。黃藥。後黃藥。野田手。小川手。鼠大瓶。後大瓶手。橋姬手。上ヶ底手。釣鐘。【金華山竈】藤三郎（藤次郎異母弟也）金華山手。頸長手。油蟲手。蛩手。椿手。生海鼠手。青江手。廣澤手。面影。不目手。玉柏手。朝日春慶。飛鳥川手。【赤津竈】追覆手。【破風竈】破風手。音羽手。凡手。澁紙手。口廣手。丸底手。胴〆手。坊主手。一筋頹手。半切手。市場手。爬取手。早乙女手。柳手。胴塚手。【後竈】鳴海手。髭手。境春慶。金氣春慶。山道手。遠山手。鷄手。佞貫手。伊勢手。餓鬼腹。下髮手。赤熊手。【京瀨戶作人の名】萬右衞門。名物落穗。振鼓。田面。」正意。同初祖。間逸。面壁（室町南住醫師也）。」源十郎。同下露。繯（姓は竹屋と云ふ）。」新兵衞。同空也。山雀。侘助。老茄子。辯舌（姓は有來と云ふ）。竈印了て三。」宗伯。同きかさる。竈師（）。」茶臼屋。名物なし（名は小兵衞と云ふ）。」【遠州時代の作者】吉兵衞。竈印なし（姓は別所）。」中田川善兵衞光存。竈印[illegible]。」茂右衞門。竈師[illegible]（吉兵衞の弟子）。」宗意。竈印※。」太平。同〇。」道祐。同[illegible]。」朝倉道味。同△。」【國燒之部】薩摩。名物忠度。」高取。同手枕。染川。秋の夜。橫岳。」肥後。同肥後薩摩。遠州切形。甫十瓢簞。」丹波。同生野。」膳所。名物大江。」唐津。名物思川。」信樂。伊賀。」備前。名物布袋。闕寺。」御室燒（山城）。（仁淸）。」赤膚燒。（大和）」朝日燒。（山城）。」加賀（九谷初代後藤才次郎作を加賀瀨戶と云ふ）。」質戶呂（遠江）。」右いつれも國燒と云ふ也。

【茶入蓋の圖】茶入蓋。裏張。金箔置たる「ぇべ」なき紙にてあらく張りたるは利休形なり。「ぇべ」ある紙にて細く張たるは。遠州。石州等なり。昔は裏張なきもありしなり。又銀箔紙にて。うら張せしは小堀遠州が銘せし廣澤と云ふ茶入の蓋に限るなり。其の形種々あり。截斷面又は橫面を揭ぐ。

面白
玉堂
瓶子ツク
丸壺フタ
大海フタ
縈螺フタ
救ヒフタ
播茶ブタ
落込ノミ榎ツク

この外巢蓋。巢脇。瓢箪蓋。割蓋。平蓋等の稱呼あり。【茶入蓋挽の作人】壽阿彌は紹鷗。利休時代の者也。紹。休の時代には。象牙は餘り用ひす。大方は鹿の角を用ひし也。」休味は古田織部時代。半清は小堀宗甫時代。半左衞門は半清第子。同時代。引齋は俗名喜平。同時代。立古は同池島長左衞門。小堀正之時代。九左衞門は金森宗和。片桐宗關時代。久左衞門は引齋の子。孫左衞門は引齋の弟子。立佐は池島立古の子。立全は立佐の弟。この外なほあるへし。
【茶入袋裂の名よせ】一金襴は牡丹(大小)。大燈。興福寺。瓦燈。龍詰。針屋。大黑屋。二重蔓牡丹(大中)。なめ錢。東山。和久田。雲麒麟。東大寺。花兎(大小 。中牡丹。高臺寺。野田。鷄頭。寶盡。春藤。筒井。与樂寺。富田。權太夫。(繻子地なり)。釣石疊。中川。鴛鴦。藤吉。紹智。尊氏。金剛。上柳。逢阪。釰先龍。珠光龍。嵯峨桐。二人靜。金春。江戸和久田。絲屋。淸水。銀閣寺。宗珠。米市。千體佛。金閣寺(この外なほあるべし)。」一安樂菴は大友菱。逢坂蜀錦。釰太鼓。大內桐。牡丹。高野。荒磯。建仁寺 等なり。」一緞子は白極。正法寺。下間。宗薰。本能寺。道元。藤種。雲珠。有樂。遠州。鎌倉。花輪違。雲鶴。佐吉。定家。紹鷗。宗悟。三雲屋。珠光。細川。小石疊。(伊豫簾と云)。釰先。荒磯。亡羊。笹蔓。芝山。」一廣東は太子。鎌倉。入左衞門。薩摩。相良。吉野。青木。彌三右衞門。伊藤。舟越。中尾。日野。朝倉。姬路。利休。望月等數多し。狩場。葛城。朱印。音羽。小左衞門。毛織(モウル)。風通。宗雪。等なり。」一裏裂は上代海氣(笹牡丹。雲の紋)カベチヨロ。絁の類也。
【茶入袋の製法】御物袋は。縮緬。羽二重の類にて。色は白。紫。茶。紅。萠黃等を用ひ緖は長緖なり。」茶入の袋裂。前に掲けしものは。何れも名物裂の名にして。茶入其品によつて。人々の好みにあるべし。
【茶入挽家袋】有栖川。いちこ。天鵞絨。紅毛(オランダ)織物。占城(チャンパ)。奥縞。廣東等名ある裂を用ゆ。茶入の品位によつて。見わけ肝要なり。先つ茶入の袋より次きなる品を用ろものなり。緖は長緖なり。」袋の緖には。短緖。長緖二種あり。茶入其品に應して見立用ふへき事也。大海。內海。其外平形なる茶入には。長緖用ひてよし。又眞の臺子にて式正の時は。茶入袋長緖を用ゆる定法なり。棗の袋は短緖に定まる物なり。

チヤウケイ　杖刑は。五刑の一にして。笞刑より重く。徒刑より輕し。杖にて打つ。其數六十より百に至る。法曹至要抄。名例律を引て。杖罪は。杖六十(贖銅六斤)。杖七十(贖銅七斤)。杖八十(贖銅八斤)。杖九十(贖銅九斤)。杖一百 (贖銅十斤)と見えたり。德川幕府の時。重敲六十より百に至る。則杖刑に當れり。明治三年發布の新律に。杖刑あり。凡杖は六十に始り一百に止る。蓋し頑梗弗率の徒恥心已に冥し。笞以て其懼心を動す可きに非ず。故に杖に入れ以て警を示すといへり。同六年改定律例を發布し。笞杖徒刑の刑名を改め。悉く懲役に換へられたり。

チヤウケム　長絹とは。絹の一種にして。直垂。狩衣などを仕立るものなり。轉して長絹といふ一種の制服の名となれり。これもと長絹にて作りし故にいふなるべし。和漢三才圖會云。長絹似二直垂一而白色。用二紗生絹一。有二黑色總一名二菊綴一。元服以前人用レ之」とあり。また貞丈雜記に。上古は絹に四品あり。長絹。平絹。細絹。麁絹是也。此事惠命院僧正宣守の書れし海人藻芥と云書に見えたり。長絹の直垂(保元物語。源平盛衰記。明德記等に見)長絹の狩衣(古今著聞集に見。長絹の衣也太平記に見)此等皆長絹といふ絹にて縫たるなるべし。長絹二十疋。長絹三十疋など丶。東鑑の中所々に見えたり(古事談卷二にも長絹二十疋經賴の許へ送遣と見えたり)。また云。長絹の事仕立様(本名長絹の直垂也)直垂の如し。替る所は袖ぐゝり有り。紐左は長く右は短し。地はすゞしにても紗練などにてもする定りたる

事なし。色も不定多くは白を用ろ。菊とぢは水干の如く。ふさを付る。但し二つゝ付る。後に三所前に四所付べし。きくとぢひもの色不定也。袴も直垂の袴に替事なし。あひ引の所にきくとぢのふさ二づゝ左右に付る。前の縫目左右(腰より壹尺二寸程下げて)二つゝ四つ付る。袴腰の板も直垂の袴の如し」と見えたり。猶服制の部を見るべし。

チヤウシウセイバツ 長州征伐。薩長土の三藩。共に京師を警衞せしが。朝議の俄に變するの結果として。長藩の警衞を解くことゝなり。國に還らしめぬ。時に長藩と意見を同しくせる。三條實美等の七卿は。共に長州に走れり。朝廷乃ち長藩士を屏居せしめ。七卿の官爵を削り。長人の入京を禁したり。是に於て長藩の家老。福原越後。益田右衞門等兵を率ゐて伏見に至り。藩士及七卿の罪を許されんことを請ふ。且つ君側を清むと稱して。兵を進めて京師に入り。大に會津。薩摩の兵と戰ひ。遂に敗れて國に歸る。幕府。長人暴擧の罪を問はざるべからずとなし。德川慶勝を總督となし。諸藩の兵を率ゐて。廣島に至らしむ。時に長藩の俗論黨勢を得。福原等を殺し。謝書を致して。事漸く解く。翌年俗論黨倒れて。高杉晉作等再び勢を得るに至りければ。幕府再び征長の師を起し。將軍自ら大阪城に赴きぬ。この時薩。長二藩窃に連和せしかば。幕軍大に敗北せり。幕軍の敗聞。頻りに至る間に於て。將軍家茂。軍中に薨しければ。詔して征長の擧を止めしめたり。

チヤウジユラク 長壽樂。此樂舞は。伶人尾張連濱主といへる老人の作れる所なり。類聚國史云。仁明天皇。承和十二年正月乙卯。於二大極殿一修二最勝會一之初也。是日外從五位下尾張連濱主。於二龍尾道上一舞二和風長壽樂一。觀者以レ千數。初謂二鮐背之老不レ能二起居一。及二于垂レ袖赴一レ曲。宛如二少年一。四座僉曰。近代未レ有二如レ此者一。濱主本是伶人也。時年一百十三。自作二此舞一。上表請レ舞二長壽樂一。表中載二和歌一。其詞曰。那々都義乃。美與爾萬和倍留。毛々知萬利。止遠乃於支奈能。萬飛多天萬川流。〇丁巳。天皇召二尾張濱主於清涼殿前一。令レ舞二長壽樂一。舞畢濱主即奏二和歌一曰。於岐那度天。和飛夜波遠良無。久左母支毛。散可由留登岐爾。伊天旦萬晄天牟。天皇賞歎。左右垂レ涙賜二御衣一襲一。令二罷退一〇十三年正月戊辰。召二外從五位下尾張連濱主於清涼殿前一。令レ奏レ舞。于レ時年百十四。帝矜二其高年一。授二從五位下一」さて此舞は。後世へも傳へしならむ。されど外に所見なし。

チヤウソンセイ 町村制。我が國の古昔は族長政治なりしが。漢土と交通するに及びて。制度を唐制に傚ひ。大寶の戸令に依て町村の制度を定めたり。凡戸以二五十戸一爲レ里(謂若滿二六十戸一者。隷二入大村一不レ須二別置一也)。每レ里置二長一人一。掌下檢二校戸口一課二殖農桑一禁二察非違一催中驅賦役上。若山谷阻險地遠人稀之處(謂山谷阻險而人居稠密。或雖二人居稀疎一而地理平坦者。竝不レ在二此限一也 。隨レ便量置(謂若滿二十戸一者依二上法一立二別里一。若不レ滿者令二伍相保一附二於大村一也)。」凡郡以二二十里以下。十六里以上一爲二大郡一(謂郡不レ得レ過二二十里一。若餘五十戸以上者隷二入比郡一。若隷二入比郡一地勢不レ便。或不レ獲レ已而應レ分者別錄申レ官。其定二國大小一可レ有二別式一)。十二里以上爲二上郡一。八里以上爲二中郡一。四里以上爲二下郡一。二里以上爲二小郡一。凡京每レ坊置二長一人一。四坊置二令一人一。掌下檢二校戸口一督二察姧非一催中驅賦徭上(謂案二職員令一不レ注二坊令職掌一。至レ此乃注者以下坊令職掌與二坊長一同上。故在二一處一相併而注也)。凡坊令。取二正八位以下一(謂內外竝同。下文准レ此也。稱二以下一者無位亦同也。案二軍防令一雖レ至二六位一不レ可二輙替一也 。明廉强直堪二時務一者充。里長坊長竝取二白丁清正强幹者一充。若當里當坊無レ人聽下於二比里比坊一簡用上。若八位以下情願者聽。凡戸皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察。勿レ造二非違一。如有二遠客來過止宿一。及保內之人有レ所二行詣一。竝語二同保一知。」とあり。國に國司あり。郡に郡司あり。里には里長。市街には坊令坊長を置く。而して五軒每に五人組を置きしなり。

【德川氏の制】市街及び郡村にても。官撰の【町年寄】。【總名主】ありて。地主を總管し。地主に【五人組】ありて。議員となり。【月行事】ありて事務を取扱へり。各地主は名主を互撰して之に町村の庶務を總管せしむ。明曆二年十二月。江戸町々に名主を選むべき達あり(ナヌシの條を見るべし)。其の被選權は土地を所有する者と否とを論せず。且町方に於ては。猶ほ其地に住所を有せざる者をも撰みたり。其が代々世襲になりて。撰擧のために任ぜられしことを忘れ。威權を振ひ邪曲を行ふ者も出來て。官より又は地主より免黜せらるゝことありき。又町代と云ふは町にありし者にて。名主が己の手代となせし者にや。イヘヌシの部を參看すべし。

【町代】享保六年の達に。名主が自己の代理に月行事を用ひずして。町代を使用するを禁ずるとあり。名主が私に置きたるものにや。ナヌシの條參看すべし。

書記】物書き。又は書き役と云ふ。其に付き達あり。文久三亥年正月八日。名主共可取扱筋を書役え任せ。不筋之町入用等割掛候儀に付町觸。近來名主共身分を高上に構。町用等に抱置候書役共え爲打任候ものも有之哉に而。自然取締方不宜。

殊に其身吉凶之入用。借財濟方等。品々名目を立。支配内町々え割懸ヶ候心得違之ものも有之哉に相聞。次第に町入用相嵩。末々之もの迄及難儀候由。且出火場調所入用追々相增。鎭火後組合町役人共打寄候節。食料小買物等之入費多分に相成候趣に付。以來右取調之節。酒肴等持寄候儀決而いたす間敷候。一體名主共者勿論。組合町役人共に至迄。末々之ものを憐。無益之失費等無之樣。精々可取計處。必竟奢侈に流れ候より。定候役料而已にて難行立。終に右體心得違をも生し。以之外之事に付。以後名主共可取扱筋を。書役共等え打任せ。或者不筋之町入用等支配町方え割懸け候儀於相聞者。速に遂吟味。嚴重に可沙汰條。是迄之宿弊早々相改候樣。一同厚可申合事。右之趣町中不洩樣可觸知者也。」當時の【雜用村割之事】寛政御定百ヶ條にあり。曰く。一公事願江戸宿雜用雙方共一村え懸り候儀は。銘々持高に可割。其身一分の出入は。當人可差出。難差出身之上は親類割合可申付候。邪成不屆願を五人組之者乍存。異見をも不加。其分に差置爲願候はゝ。不埒に付。右之類は五人組えも割合可申付候。但一分之儀當人より可差出者。御仕置に相成候はゝ身代限可償候。」一村方にて狼藉又は不屆者。百姓心付捕出候は入用雜用從公儀可被下候。他より差口又は支配人より捕遣候はゝ。不心付捨置候儀不念に付。村中割合可申付候。」一公儀從地頭觸候役掛り其外村入用。公事入用。雜用。惣百姓。入作百姓可爲高割事。」一山方。野方。浦方。鹽濱。無高。少高にて。家數多場所は。家抱下人共人別可爲割。但妻子は人別可除。」一山林。野原。入會地を割候節。入作百姓共一同可爲高割事。」一祭禮勸化奉加可爲心次第。」一前々割合極置候出入無之所は。可爲唯今迄通。云々とあり。寛文三卯年十一月。町屋敷入目之定。一。新道角屋敷横手貳拾間口之方にて三分一之間かす役等之入め遣し可申事。是は木戸番錢手桶水溜階子之入め。竝塵捨賃も。三分一之間數一間に付。壹分宛出可申候。附り。惣町中角屋敷。横手貳拾間口之所。三分一之間數壹間口に付。塵捨賃壹分宛每月出し可申候。一。新道。兩角屋敷。横手貳拾間。地尻に木戸有之所は木戸之入め番錢共。兩角之もの出し可申候所。横手貳拾間之所三分一之間數。壹間に付塵捨賃壹分つゝ。每月出し可申事。」一。町屋裏口新道に成候町。竝惣町中表裏兩町之方に而も。壹間口に付。塵捨賃五厘宛每月出し可申候。附り會所屋敷取候者は。表壹間口に付壹分宛。塵捨賃每月出し可申候。其外諸役の入めも間掛り可仕事。」一。町屋裏口新道成候所は。新道諸役之入め間掛り可仕事。」一。新道町中に下水有之。ふた仕候所は。先規より其下水支配仕候町より以來迄。下水ふた仕可申事。一。新道町中に有之下水關板。會所之方え付候片かは分入めは。此度計新屋敷會所取候屋敷之方より出し可申候。以來は關板之入め出し申間敷候事。」一。新屋作り候儀は。其所之道幅半分宛。向頬(ムカフガハ)と出し合。道作り可申事。」一。新道月行事時役之儀は。町年寄方え參り。樣子承合可申事とあり。又享保七寅年四月。拜領屋敷組屋敷等公役相勤候儀町觸。一。唯今迄拜領屋敷之町屋其外。役人足不相勤候町屋も有之候。畢竟町屋之儀に候得は。竝之通公役不相勤罷在候儀は有之間敷事に候。既に此度居宅土藏作り致候町々は物入も有之間。人足十二ヶ月御免に付。右役高之分。只今迄人足役勤來候町々え臨時に相掛。公役埋させ可申程之事に候。依之右人足役不相勤候町々えも。惣町中之者。自今公役可申付候間。其旨可相心得候。割合極次第。町年寄方より觸可遣候間。差圖次第急度可相勤候。此儀に付無筋事を申立。訴訟致におゐては。吟味之上申付候品可有之候。爲レ其前廉に觸しらせ候間。右之趣可相心得候。」同年十月。町中公役割直し之事。一。唯今迄勤候町々も。先達而申渡候通。間數を以役割直し候事。一。只今迄無役に而罷在候拜領屋敷。組屋敷。町屋等。先達而相觸候通。自今は公役可相勤候事。」一諸上り屋敷も。町竝之役人足可相勤候事。」但本所御入用屋敷は役人足相除候事。」一。唯今迄所々代地之分。大方元地え役相勤候。自今は元地。役勤候儀相止。其町に而可相勤候事。」一。唯今迄元地え役勤候内。元地國役町之分は。只今迄之通。元地へ國役可相勤候事。」一。元地え役勤候内年貢差出候はゝ唯今迄之通元地え役可相勤候事」一。唯今迄水道人足と相立て平人足不勤町々。自今惣町竝之役人足役可相勤候事」一。國役町之内に而無役之者は。其町々國役に不構。惣町竝之人足役可相勤候事。」一。町屋敷之内。請負事に付助成屋敷に拜借致候者。當分役成除候事。但。只今迄勤來り候は。其儘役可勤候事。」一。唯今國役勤候町々者。先只今之通り可相勤候事。」一。惣役割之儀。裏行長短之差別無之。間數を以可相勤候事。」右之通可相心得候。依之壹町々人足高。以書付申渡候書面之人足賃銀を以上納可致候。書面之外は如何樣之御用に候共。自今役人足不相掛筈候間。此旨可相心得候。以上。

【區長。戸長】明治五年莊屋。名主。年寄等を廢し。市街地百姓地とも大區小區に分ち大區に區長を置き。小區に戸長を置き。戸長は區役所に出勤して事務を執り。副戸長は自宅にありて事務を執ること。從來の名主の如し。區長は今の市街地の區長の如く。戸長は町村長の如し。明治十一年七月無號達第四號を以て。地方便宜に從ひ町村會議又は區會議の開設を許し。其會議の章程規則は内務卿の認可を經しむ。東京府が布達戸長選擧法は如左。東京府甲第五十四號布達(明治十一年十一月二日)。

戸長選擧心得は左の如し。第一條。戸長は本年府縣甲第五十三號布達を以て定むる所に依り。一町村或は數町村に一人を公選すべし。第二條。戸長たるを得べき者及び之を選擧するを得べき者は。滿二十歳以上の男子にして其町村に本籍住居を定め其町村に於て地租を納むる者に限る。但左の各欵に觸るゝ者は戸長及び選擧人たることを得す。第一款懲役一年以上實決の刑に處せられたる者。當時戸長役塲には用係と唱へたる書記及び雇員あり。明治十三年四月第十八號布告にて町村會法を制定し。十七年五月第十四號布告にて前令を改正し。二十一年四月法律第一號にて市制及町村制を定めらる。即ち現行法なり。【町長。村長】上記町村制發布と共に戸長を改めて村長とし。都會の地には戸長を置かず。町即ち郡部の市街地には町長を置く。其選擧等すべて同條例にて規定さる。

チヤウダイ 町代。(ナヌシを見よ)

チヤウダイ 帳臺は。帳を張るへき臺なり。貞丈雜記に云く。御帳臺は主殿(即寢殿の事)の御座のうしろにある座敷の名也。其座敷より主殿の御座へ出給ふ所の口に御帳を垂るゝ故御帳臺と云也。御帳とは神前などの御帳の如し。暖簾(ノウレン)の如くなる物也。其出口のふすま障子の引手の中につぼかねを打てあげまきを組緒にて結び付る也。緒の端にふさありこれを俗に納戸構と云なり。納戸には調度(調度とは道具の事也)を置く故御調臺とも書也。御調度臺の中略也。されども御帳臺と書くを本とする也。貞衛云御調臺は今下々にて納戸といふに同じと云り。或說に御帳臺は用心の爲に兵士を隱し入れおく所也と云は非也。只納戸の心なり。兵士などをかくし置べき事は其主人々々の心によるべし。是法式にて如此すると云事にてはなし。又帳臺は一段高くする也。三光院內府記云。主殿間に有に帳臺構云々。源平盛衰記卷十九。文覺發心之條に。左衞門尉髮洗はせ酒に醉せて内に入れ高殿に伏せたらんに(中畧)。夫をは帳臺の奧にかき臥せてとあり。前に高殿といふて。後に帳臺と云ふは帳臺は高き處ゆゑ高殿とも云也。調臺は主人の居間也。されば色々の道具を納めをく也。

帳臺

宮室調度圖解に載する所

帳臺に御帳垂れたる圖

チヤウチヤウ 町長。(チヤウソムセイを見よ)

チヤウ

チヤウナイシジム 帳内資人は。帳内は大舍人にて位により親王に給ふもの。資人はツカヒビトにて。位又は官職により。諸王諸臣に賜ふものなり。職官志に云。和銅三年三月制。凡帳内資人。自レ今其不レ得三輙取二畿内人一。須下待二官處分一而後充上レ之。四年五月制。凡帳内資人。雖三名入二式部一。不レ在二預選之例一。既叙二位記一者許レ之。職分不レ在二此例一。唯帳内三分一。資人四分一則聽レ之。其雖二叙位逗留一。以二方便一遂レ主失レ禮者。追二其位一而還二之本貫一若得二他處之位一者不レ退也。或本主亡者。不レ得レ預レ選。皆還二本色一。但欲二廻入一者聽レ之。五年九月。禁下取二三關人一爲中帳内資人上。養老三年十二月始以二外六位內外初位及勳七等之子年二十以上一爲二位分資人一。八年一替。又五位以上家補二事業防閤仗身一。承和六年九月制。依二選叙令一。帳内資人以二八年一爲レ限。自二神龜五年定レ格。而外五位資人以二十年一爲レ限。自レ今其復依レ令行レ之。」とあり。大寶の軍防令に云。凡帳内取二六位以下子及庶人一爲レ之。其資人不レ得レ取二內八位以上子一。唯充二職分一者聽。竝不レ得レ取二三關及太宰部內。陸奧。石城。石背。越中。越後國人一。」また云く。凡親王家給二帳內一。一品一百六十人。二品一百四十人。三品一百二十人。四品一百人。諸王諸臣家給二資人一。一位一百人。二位八十人。三位六十人。正四位四十人。從四位三十五人。正五位二十五人。從五位二十人。女減レ半。減數不レ等從レ多給（謂假如五位資人二十五人減レ半者不レ等即給二十三人一之類也）。其太政大臣三百人。左右大臣二百人。大納言一百人（謂若致仕者准二祿令一減レ半。大納言亦准レ此也）。凡帳内資人癈疾應レ免レ仕者（謂不レ堪レ執レ事者皆是。不二必癈疾以上一也）。皆申二式部一勘驗知レ實聽レ替（謂下未レ滿二六年一有上レ還二本貫一。已滿者留レ省也）。凡太宰及國司。竝給二事力一。帥二十人。大貳十四人。少貳十人。大監。少監。大判事六人。大工。少判事。大典。防人正。主神。博士五人。少典。陰陽師。醫師少工。算師。主船。主厨。防人佑四人。諸令史三人。史生二人。大國守八人。上國守。大國介七人。中國守。上國介六人。下國守。大上國掾五人。中國掾。大上國目四人。中下國目三人。史生如レ前。一年一替。皆取二上等戸內丁一（謂二中以上戸一也）。竝不レ得レ取レ庸とあり。

チヤウボ 帳簿は。記錄なり。大寶令。延喜式等に某帳と云ふ名目多し。今俗に帳面と云ふ。和漢三才圖會に云く。周禮司書注疏云。古者以二簡策一記レ事。若對レ君則以レ笏記レ之。後代用レ簿。簿今手版也。」按。帳古云。史籍。今多用二帳一字一。華倭共然。則不レ可レ爲レ誤。紙數綴結。每日用記レ事。故又名二日記一。」とあり。同書に載する所の元祿頃の帳簿の形今と同し。維新前商家にて用ひし帳簿の名目は。大福帳。日記簿なり。」水上帳。船より陸上して倉庫に入し品目を記す。」船積帳。」船にて積出せし品目を記す。」出荷帳。入荷帳。仕入帳。金銀出入帳は爲換の精算。現金の授受等を記す。」判取帳は荷物を送附して先方の受取印を捺さしむるもの等とす。【帳閉。帳書】歳時記栞草に紀事を引て曰ふ。正月四日市中諸商人も亦其事を始む。凡年中の物價を記すところの簿册を裁補す。これを帖綴としておの〳〵之を祝す（ボキ參看）。

ヂヤウメム 定免とは。德川幕府時代の年貢取箇の法なり。地方落穗集云。定免と云は享保年中より初り。其先は無きなり。其節の免。古への五分摺を以て之を申付らる。尤も五年三年の年期を限り。三分以上の損毛の節は。破免引方被下答の定め也。然れ共田畑甲乙有て決し難き場所は定免を受ず。今に檢見取の村々多し。定免と云は免を極め。年季の內三分以上の損毛に拘はらず。定免物成に納るを云。年季明又は年季切替の度々吟味の上増減あるとなり。定免にて難儀の時は願て檢見取に成。然しながら最前の檢見ならでは。容易に檢見取には成難きものなり。」租稅志云。定免取。地方錄に云。免とは石盛高の如く取るへきを。百姓の作德を慮り。石盛の內幾分を免して取るの義なり。凡例錄に云。石盛の當より幾分を免して取るの義にて。乃ち七斗五升取るへきは。其二斗を免し。五斗五升を取るの類なりと。所謂當とは當に收取すへきの稅額を謂ふ。一說大同小異あり。之を要するに。田地收穫の內に於て其幾分を減免し。貢租を定て之を徵するの義に起り。遂に田租率の通稱となれるなり。而して之を稱するに免幾箇と曰ふ。一箇は即ち一分なり。定免取とは五年若くは十年の租額を平均して之か率を定め。年限を期し年期中は年の豐歉に拘らす。定免の租を徵收するなり。若し風水旱等の大損あれは。檢見の上其幾分を減除す。之を破免と曰ふ。定免の法を遍く施行するは。享保六年に在りと雖も。其由て來ること久し。在昔田一段の租稻一束五把。及ひ二束二把の法あり。鎌倉府の時丹波國大山莊の年貢請文に云。風水旱損に由らず。上中下田の斗代を上納す云々。足利氏の時播磨國矢野莊代官職請文に云。水旱風蟲の損害に拘らす。每年年貢を運上す云々。文祿二年豐臣秀吉宮部善祥房をして。豐後の地を檢し。貢租定納の法を立てしむ。同四年三州岡崎の文書に云。あさゐ村の土免を九百十六石七斗六升に。物成を三百石に定む。若し風水旱の損失あれは。則ち檢見を用ふと。土免は本高を謂ふ。物成は地租なり。以上皆定納の法にして即ち定免なり。蓋し定免取は一般檢見人馬出役等の勞費無く。且つ田稻の收穫自由にして。尤も簡便なりと

する所なり。中御門天皇享保六年閏七月。征夷大將軍德川吉宗達。年貢は百姓に得心せしめ。追次定免に定むへし。但高免下免其地不相應の所は改むへし（教令類纂）七年七月達。定免田畑の內。旱水風蟲等大に損毛ありて。圍村の百姓申出る時は檢見を爲し。有毛の如く取箇を見取に申付くへし。定免より高免の地も有るへく。豫め其旨を領すへし。但一村內にて檢見を請ふものあり。請はさるものありて一定ならさるは其請に從ふへからず（輕賤須知）按。此時未た損毛破免の率あらず。但百姓檢見請願の多寡に仍て。有毛損とし或は否せさるなり。十二年九月達。定免の地風旱損等にて百姓引を請ふ時。五分以下は其請を許さす。五分以上は檢見の上引を立つへし。但一村の損毛も五分以上なれは引を立つへし。定免及ひ檢見取の地損毛の注進あらは。速に手代を差遣吟味して申稟し。且又立返るへき景況あらは。速に申稟すへし。但時宜に因ては各直に實檢すへし。又添檢見を差遣すことあるへきを以て。遲速なく注進すへき旨豫め各村に申達すへし（輕賤須知）。十三年四月達。定免場水旱損等有る時。五分以上の損毛は引を立つへき旨。總に達すれとも。今より四分以上にて引を立つへし。五分以上にて其地相應の村は先達の如くなるへし。今年年季明の定免又去年定る定免。或は來年より年季明定免の地も右の如く吟味すへし。今年年季明の分。及ひ去年定めたる定免の分を。其村相應の取箇に定むる上は。其年季を五个年七个年。又は十个年十五个年等に定むべし。然とも百姓得心せす相應せざる分は。年季を短く定むべし。今までは右の如く吟味せずして。定免年季の切替每に增租せしを以て。百姓も切替每に增租すと思料す。故に相應の取箇を付し難し。此旨特に諭達すべし（牧民金鑑）。十五年八月達。定免の田畑四分以上の損毛にて破免の時。檢見の引は其損毛を檢覈して引を立つへし。但高取米又は段別とも。實に四分以上の損毛ならは。引を立つへし。田は上方筋木綿作の場所損毛ある時。從前の檢見取に准し。吟味の上四分以上の損毛ならは引を立つへし。畑は麥作半毛。夏秋作にて大豆。小豆。木綿。苧。粟。米。稗。栗。大根。其外諸種の分を半毛となし。取米永も麥作夏秋作等分に分ち。麥作四分以上損毛の時は。麥作取米永の內を以て引を立て。夏秋作四分以上の損毛たらは。麥作取米の內を以て引を立つへし。田畑とも一村內にて。水入場堤外等段別別れたる所は。四分餘の損毛又は皆損たるも一村を平均し。四分內に當れは引を立て難し。但村の所有なれは引を立てされとも。百姓別れて右場所のみ所有せば引を立つへし（聞傳叢書。牧民金鑑）。九月達。定免村の內永荒地起返らは。狹小にても其年より租米金を收入し來れり。以後は譬へは高十石荒地の內壹石起返るも。其年より徵收すへし。壹石以內の分は代官所預所にて吟味し。年季切の時高及ひ租米を增すへし。小前荒地高十石內起返の分も之に准す。定免年季の內。川欠山崩の荒地引は。百姓一人分所有高十石の內壹石荒地とならは引となし。壹石內は引となさす。定免の米金を徵收すへし（御書付並達留）。十九年正月達。定免の地は豐年の餘贏を以て。凶年の不足を補ふ可きに付。是まて四分以下の損毛を取箇に引を立てされとも。三分餘の損毛にては百姓の償多く。凶年續くときは夫食を請ふにより。吟味の上貸與せり。向後は貸與せさるを以て。三分以上の損毛は引を立て。三分以下は定免の如く徵收すへし。尤も定免年季。譬へは五个年なるに三四个年も三分に近き損毛續き。百姓窮苦堪へ難き事由あらは之を細記し。別格の救助を稟問すへし（按定免の法水旱等の損毛に遇へは。民其租を貢するに由なし。故に享保七年村內百姓一定して檢見を請ふとき。之に從て減免の法を設く。因て同十二年は五分以上の損毛にて減免し。同十三年は四分以上とし。今又三分以上とす。是に於て減免の法全く定る。其三分四分等を處定するは一村の平準を以てす。凡定免は田地多き者に便にして。少き者に便ならす。何となれは其多き者は損する所あるも。損せさる所を以て之を償ふを得へし。少き者は損する所あれは。以て之を償ふへきものなし。是れ其屢處分を煩せし所以なり。外稼等を誤算して高免を付し。或は他の事故有て百姓困窮し。又は潰百姓あるの類にして。當今作物宜しからす。取箇不相應なる村あらは。定免年季內にても速に吟味し。一村限其事由を記して稟問すへし（牧民金鑑。教令類纂。差出方掛留記）。櫻町天皇元文二年七月達。定免の分は今年の麥作三分より。八九分までの損亡と注進あれとも。畑は田の檢見に異にして。唯手代のみにて幾分と定るに依り。田の取箇引戾しの心を以て。五六分までは無難とし。其餘を三分四分等の損亡となし更に吟味すへし（教令類纂）。同月達。定免場所は其年の風旱水損等の申立に依て破免すれとも。近年は幾と隔年に破免するを以て定免の詮なし。檢見場所も同樣の申立にて。近年漸々下免と爲來るに付。諸事怠なく心を盡して取箇の進むを要すへし。損毛にて取箇減するを。風水旱に由ると稱すれとも。甚しからさるに破免するは別に趣意あらん。又檢見入となる場所最初より檢見場に不相應の劣ある所は。處置の方あるへし。因て此兩條便宜あらは小事と雖も申稟すへし（牧民金鑑）。三年五月達。畑は損毛あるも古來概ね引に立てさるなり。要するに畑作は一毛のみに非す。諸作あるを以て田の如く檢見し難く損亡の吟味なきを以て。向後は田のみ從前の如く三分

チヤウ

以上の損毛は引を立てざるを旨として定免を定むべし。五畿內中國筋木綿作取となす場所の分。畑は勿論田の木綿作も稻作同一に檢見すべきを以て。右國々は木綿作の分田と同く引を立て。其餘の畑は他の國々と同く引を立てざるべし(教令類纂令條錄。按作取とは貢租を納めずして。其作毛を專收するを謂ふ。享保十五年八月の條に據るに。上方筋木綿作は已に檢見取の法有り。而るに猶作取をなすものあり。因て之を檢束するなり)。桃園天皇寛延二年五月德川家重達。向後は取箇を定免とすべし。若し今年より定免とし難き所は。二三个年の內定免と爲すを要すべし(教令類纂)。寶曆四年七月十九日達。定免は檢見するを待たず。稻作は隨意に刈入れ役人馬等の村費なく。總て便宜なるを以て。年季切替の時免相增せども。百姓得心して定免を受く。然るに數十年定免にては。其高多き百姓の爲には宜しと雖も。高少く又は粗田のみの百姓は追次疲弊すべき場所あり。且永年の定免村にて。代官手代等連年巡村せざる所は。土地不相應の下免なる場所もあるべきを以て。定免年季切替の時は一村限詳査すべし(牧民金鑑)。五年六月十六日達。定免は總て便宜なるを以て。年季切替の時增免にて定免を受來る場所は。年季明の時改て檢見取と爲し。土地を熟檢して又定免を請はゞ。其處分を申出つべし(差出方掛留記)。後櫻町天皇明和四年三月德川家治達。上方筋は檢見取多し。然るに年々檢見を受くれば。刈入等自由ならず又村費多し。右村費等を見込まば格別取箇も增し定免の村增すべきを以て。今年より切替定免は勿論。新規定免の村も增加するを要すへし。五年四月七日達。定免は作德の餘分を見込み心を培養に盡し。刈入の時期を失はす。米性も自ら宜く檢見諸費を省き。便宜言ふを待さるに。檢見取を好む者は多く取箇の引を期し。動すれは不正の事起るなり。五畿內筋代官所は去亥年新規定免村を增しめたるを以て。他の料所も其利害を百姓に懇諭し。定免の地增加するを要すへし。地續或は入會村の內故無く免合の高下有。外稼も爲す等の村柄宜き場所は下免にして。農業のみの地高免なるものあり。畢竟其村の舊慣に依り。前年及び五个年十个年の取辻(取米高を謂ふ)に照し。取箇を付來るものあるを以てなり。因て隣村等の免合を照料し。故無く免合の低きは吟味の上取增を要すへし。後桃園天皇明和八年三月十六日達。代官所切替。及び新規定免の分。貳箇以下の下免其他享保以來の新田高入以後。地味改良の場所もあるへきに。高入以來增無きもの有り。是れ吟味の至らさるなり。因て今年定免願出あらは一村毎に吟味し。取箇の增すを要すへし。光格天皇天明五年正月二十二日達。五畿內の木綿田畑取箇は。檢見定法の如くすへしと雖。若し定根取に定れは却て公益にして。且百姓の便利たらは之を審査し。木綿作は特に作德あるを以て。根取の外增米をなし。畑のみにても定免と爲へし(以上牧民金鑑。差出方掛留記)。寛政四年二月德川家齊達。五畿內。近江。丹波。播磨諸國は地位特に宜に。當今の取箇辻延享。寶曆に比すれは取劣多し。右は近年取箇の弛しより。追次檢見取の地多きに由るか。檢見取は人馬等の費有り。定免は刈入等も自由にて。豐熟の年も增無く。且年季內にても三分以上の損毛なきは減租の方有り。其便益を知て檢見を受るは。畢竟平生農業に怠り。檢見の時不正の手段を求れは也。近年は自然に取劣の取箇を根取と同視し。舊に復するの期無し。因て近年取劣の分は悉く定免と爲し。舊に復するを要すへし。綿作は作得多く且麥作或は菜種等の收穫有り。縱令損毛有も容易に引を爲へきに非す。因て攝津。河內の內。綿檢見の場所以來其檢見取を止め。定免となすを要すへし(牧民金鑑)。七月達。个年年季明の定免繼年季。及新規定免は前時の免。及延享元子年寶曆二申年等の免に照し多く減米有るか。又は二十个年內の損地減米に非すして全く取劣りし分は。皆檢見取と爲し。取箇の進むを要すへし。尤も定免村を檢見取と爲すは取增を要すると勿論たるに。從前の定免辻を根取と思ふ者あるは誤なり。檢見の方漫なれは檢見取の地多し。是百姓に私利あるを以てなり。檢見の方嚴なれは取箇其當を得。自然定免取の地多に至る也。右斟酌の上檢見取の方嚴に吟味すへし。九年九月五日達。定免は豐作の年と雖定租の外は徵收せす。又水旱等にて三分以上の損あれは破免とする定規にして。百姓に便宜なるを以て。二十个年來の取箇に減米あるは輙く定免とは爲し難き規矩也。尤も右二十个年中にても前後無比の豐年あれは。別格を以て定免を許せ共今年は多分の減米を以て。新規定免を申立る者有。右は取箇の損益に關するに由り特に斟酌すへし。仁孝天皇文政二年六月七日達。定免切替の時僅に增米をなし前時に比すれは許多の減米を以て定免申立る者有。取箇は村の盛衰。地の佳惡。農作の餘業等を量は。增米を申付るも困却せさるへきに。追年取箇の弛しより取劣多きを以て。免合段取等嚴に吟味し取箇の進むを要すへし。新田未熟良ならさる時定免と爲り。追次地味熟し當今にては甚き下免に當り。又手當定免其外不定地にて定免と爲れる地所は點視して地味作毛の佳惡に應し。段取等を檢覈し。定免年季明に至り至當の增米を爲すか。又は一旦檢見取になして取增すへし(牧民金鑑。差出方掛留記)四年二月十九日達。定免は新規切替共。向後三月晦日を限り伺出へし(牧民金鑑)按。寶曆。明和及安永の間。連年豐熟して收租十分なりとす。

今又頻に年有り。故に寶暦。明和等に比較し。之れを定免伺書に記入せしめ。而して之れを出すに三月晦日を以てせしむるなり)。天保九年八月四日徳川家慶達。多く破免を申立るときは。再吟味は勿論事宜に因り。其人を遣して検覈せしむへし(差出方掛留記)。十一年三月達。定免を伺出るに年々後るゝもの有り。今年は四月二十日を限り伺出つへし。尤も二十个年の内減米あらは。其の事由を明記すへし。十四年六月達。定免の村破免検見申立の際。坪刈の上纔かに二分内外の損毛を三分以上。又は五分以上のごとくして引を立るものあり。前時は一國一郡に關渉する凶作に非さるよりは。引を爲さゞりしに。享保に至り五分以上の損毛を破免と爲し。猶四分以上とし。又夫食種代等は容易に貸付けさる目的にて。三分以上と爲せり。古は特別の仁惠なるを以て。以來破免検見の時至當に處分すへし(牧民金鑑)。さてこの定免取の法は。明治維新後地租改正までは。從前の通り行はれしものなり。

チヤウリ 長吏。(エタ。ソウリヨを見よ)

チヤクタノマツリゴト 着馱政。または着鈦とかくべきなり。和訓栞云。ちやくた。着鈦と書り。輕罪の者を檢して徒とし。諸國に分ち役するなり。延喜囚獄司式にくはし。五月の政也。今使廳の判官なと列坐し。罪人を刑する體。朝家の儀式にあり。罪人に擬する者は定りて鞍馬より來る。白布を縮れて。彼者の首に置。楉をもて打まれすとそ。」延喜囚獄司式云。凡罪人者。隨二罪輕重一著二鈦若盤枷一(故燒二公私倉舍一。盜。私鑄錢。强姦之類。居作者即著レ鈦。雜犯徒罪之類著二盤枷一)其鈦或四人。或三人爲レ連。至レ暮著レ杻。明旦脫而役レ之。」公事根源云。着鈦政。是は檢非違使以下。東京にて制法をおこなふ事なり。元明天皇の御宇和銅よりはじまる。月令の本文には。孟夏の月に有へしとみえたれど。四月は齋月にて。神事としけゝれは。五月におよふとなり。

チヤクワイ 茶會は。俗に茶の湯と云ふ。或る說に茶の會ヱの訛なりと云へり。されど茶湯を訓に讀みたるより轉ぜりと云ふ說可なるが如し。飲料に茶湯。茶湯。その他種々あり。湯に茶を點じたる者なれば茶湯と云へるなり。茶を喫するに儀式を用ふること如何なる理由にや詳ならず。或は云く。古へ茶の未だ稀なる時。之を貴びし故。丁重にして喫りしなりと。按するに。香合せの事。以前より有りしが如く。茶をも之を喫りて其の品評をなし。併せて器什。花。香。盆石などを賞翫し。其時刻に依りては飯をも供せしが轉じて。專ら茶をのみ賞することゝなりしなるべし。或る說には。戰國の時武士の疎豪なる性質を匡さんが爲に起せしものと云ひ。或る說には。茶會を開いて君臣融和し。朋友親睦を結ぶの策として起せし者と云へど。其は末の事にして。事實上右等の策に利用せられし事はあるべきも。固より茶會なるものゝ起りて後に。その利用をなせし者なるべく。其の目的を以て新に起せし者とは解し難し。義政公と珠光と其の式を定めし頃は。未だ戰國とならぬ先の事なればなり。其頃の式は。其の用品と云ひ。方法と云ひ。頗る貴族的の者にて。今の如く不潔なる者に非ず。利休の時に至て猶然り。利休奢侈を以て咎を秀吉に受くるに至り。嗣孫宗旦大に愼み。淸貧を樂むの方針を執り。侘と云事を主とせり。利休の頃は用器凡て新鮮なる者を用ひ。箸は利休箸を用ひて。人々一度每に之を替へて用ひ。茶巾も一々之を替へ用ひて。今の如く茶澁の付きたる儘之を蓄へ置く等の事なく。茶碗も貴人に獻ずる茶には。故さらに新たに燒きたる者を用ひて。今日の如く茶澁を洗はざるが如きとなく。道具も之を疊に置かずして。多くは臺又は盆を用ひて其の上に列れ置き。茶杓。柄杓。茶筅の如きも手づから新なる者を作りて之を用ひたり。今日に於ても。古流の茶家は千家の如く不潔なる方法を用ひず。當時の落首に「織理窟。奇麗立派は遠江。お姫宗和にむさい宗旦」。然るに他の流に在ても。千家に化せられて侘を主とし。儉約より不潔に傾きしものと察せらる。其式に至ても後世に至て益々虛禮の繁縟に趨きし者なるべし。山本麻溪の筆記。茶湯三十體及び。山上宗二著の茶湯者の覺悟十體。よく古の茶會の原則を盡したれば左に揭ぐ。

【茶湯三十體】口切。

一口切は開爐上堂。禪家の行ふ所を移し。十月朔日を初とす。冬籠の時節にて濕氣もなく。壺の口切にて茶の損する事なく。人の心も陰情なるを以て。不動智の茶意にも叶ふへき時節とて。古人定め置れしなり。壺飾なと此節の事勿論。誠に口切は茶人の德節なり。座入に賓主相親して。引のし切熨斗出すのみならす。諸道具取合せ珍敷く改め。青竹にて。蓋置。ちり箸。灰吹までも取替。木地折敷。のし臺。夫々に心を附。家作。腰張。樋竹。風爐先窓。方立の竹。連子竹なども取替。竹垣をもほと能三四本つゝ入替抔して。疊も改め。塗爐。緣都て餝付。手前懷石も。正風體にして。閑靜なる趣向。可然作意過たるはあしく。古代はふくべ。片口。面桶。湯桶までも年々改めし事なれば。當代侘人多く。其心のみ相用ひ。其主人相應にして宜敷。夫ゆへに口切は是非片口。水次。面桶の類なり。寒氣にも向ひ候得は專ら溫に仕成すを本意とする。霜月上旬頃迄追々口切の會催し。其後雪の會。冬至。

再篇。跡見など。夫々に作意ありて不苦也。又香の茶。雪中夜會など。別て可然。露次。敷松葉。初め木の下ばかりにて。段々に敷添る事宜し。湯桶手水迎の時。亭主心を遣ひ候程宜。貴賤に寄らす心付くへし。掛物は墨跡ゑかとゑたるものよろし。又畫讃なともよろし。花は水仙。寒菊。芽張柳。澤柳なと可然。あまり春を取越したる花は惡し。梅。椿もよし。冬至すぎ歳末の會の花は心持あるへし。茶碗は隨分深めなるよし。筒茶碗。𩊱笥なと尤なり。爐中深き方よし炭澤山に置くためなり。灰はこげ灰。ふくさ灰。またかわけ灰。埋火の灰なり。炮六は素燒を用べし。

同再篇

一再篇は口切に招き。又其後到來の菓。肴。又珍敷花なと得たる時申入る事也。口切の時節にても。趣向を轉し。萬事略してと少なにするなり。功者の働作前あるへし。懷石。道具抔見合せ最初相招き候節の模樣にさし合ぬ樣致すなり。臨機應變の作意あるへし(但口切に一度招きたる客方より。再び茶事申入るゝとも。口切中に所望なれは。道具懷石初の如して。いさゝかも違へぬ事習なり)。

名殘

一名殘は春茶にて。三月中旬より萬事名殘を惜む心もち。道具取合せ專要なり。先片口水次を用る方よし。爐中淺くするなり。炭も輕く置べし。釣釜又透木釜。面白し。初後炭のほか薄茶一順濟て。客に炭所望なと致てより。掛物。花。道具。懷石諸事名殘の心持あるべし。しかし風爐茶に似合ぬやう致すべし。露次。敷松葉も二月中旬には取上け。掃庭ゆへ打水も澤山にして。暖氣なる時節故に樹木迄もよく濡る程に打へし。年始のおくれも含む也。折にふれへし。客にもよるへし。爐を惜む心ゆへ飾りもなく。運ひ手前よし。掛物甚た六つヶ敷。薰物奇南を取交。二重香合。又仕切香合など面白かるべし。爐ふちは木地。炭斗は菜籠又箱の類よし(爐を澆抜するに爐の名殘近年の事なり。爐は春早く閉ち。風爐は遲くまで置て名殘を惜むなり。春の茶と云うて。名殘ととなへさる方宜しかるへし)。

風爐

一風爐は四月朔日を始とすれと。三月中旬よりよし。時候涼敷とも打水すへし。朝會。夕會ともよし。霖雨にもなり候はゝ。古茶の扱ひなり。正風體に一順催し度事なり。濃茶のせつ。中盞に不及。諸事涼敷取成し。煮物にしめにして名字飯なともよし。諸道具取合せ。又一段の働あるべきなり。花入も露深くして水なみなみと入。籠の花入に草花澤山に入れたるも亦興あり。手水鉢の水。度々に入れ替涼敷すへし。中立に心得有るへし。亭主の方は永く涼ませるやうに。客は早く入り度心持なり。冬とは表裏なり。涼ませるとも湯合火合によるへし。極暑を涼敷仕成事功者の第一なり。

同名殘

一風爐名殘は九月中旬ころ催なり。是も萬事名殘を惜む心得專一なり。風爐一ッ置運び手前尤なり。秋冷にて開爐に近き時節。炭も多く入てよし。懷石も晩秋の野菜終り物なと取合せ。夫々侘て工風有るへし。掛物畫讃の類秋を惜む心の詩歌面白かるへし。諸具取合せ。破れ風爐なとに隨ひて功者のいる事なり。初心の作意にはなしかたき事なり。老人は九月下旬先茶到來して口切せし事もあり。混雜致し安し。よく〳〵心得て致すへき事也。

朝會

一朝茶は四季ともにあれとも。先は暑を厭ふ爲とて風爐に多く催す事なり。正辰の刻揃。諸具替る事なし。懷石は輕き方よし。肴の過たるは惡し。豆腐。玉子なと可然。待合素湯に梅干を添置てよし。四季に應して作前あるへし。灰は極奇麗成を第一とするなり。

晝平常の會

一晝會。常に取扱ふ所なれは別に書記すに不及。然し作意趣向は種々ある事なり。

黄昏の會

一黄昏の會は夕七時より夜にかゝる。初座暮限りに懷石仕舞。中立して後入に燈籠行燈手燭ともして迎ひに出る。夫より夜會に同し。諸事手輕に事少な成るよし。春秋雪月のころ。後座ゆる〳〵と詩歌又香抔有て物語し。客を引止める心第一なり。主客心得有へし。

朝込の會

一朝込は六ッ時揃にて。春は早春曙なり。夏秋は朝顏の花。蘭の花を賞して。昔より茶會を催すなり。作前其の人々にあるへし。朝顏の茶は花入に心持あり。蘭の茶は香合に心持あるへし。春は利休忌(二月二十八日也)。冬は達磨忌(十月五日なり)等然るへし。四季共に風情一段なり。今下火を入し樣子にて。少しぬれ色釜にして入座さすへし。掛物は大字か横一行物宜しかるへし。大方懷石は精進。又は魚類少なき方をよしとする也。

夜會（夜話とも云なり）。

一夜話の會は暮六ッ時揃也。待合に露次行燈。灯籠の火たしかに致し。露次の打水暮前に早く打置。手水鉢蓋ありてよし。冬夜長の頃別てよし。圍三疊迄は行燈。木燈臺。四疊半小座鋪は短檠に限るなり。中立の內に心附油足して置也。客の見る所にては甚不作前のものなり。爐の下火常よりも餘分にして。釜も少し沸音の聞へて閑靜に仕成すへし。客席に入候はゝ。待合のたばこ盆。手焙。引て其儘出す。先薄茶一順出し。亭主も相伴なとして暫時物語あり。程見計ひ。たばこ盆。はしめ勝手へ引入。夫より炭致し底取などしてよし。炭も澤山に入てよし扨。懷石出す。諸事少なき方よし。露次入。むかひ。茶點前中手燭取扱ひ習の如く致すへし。掛物は大字にして。紙中の白きものよし。細字又は字數の多くして讀みかたき物を嫌ふなり。花は白きはなよし。赤黃其外ともきらふ。花入計置もよし。尤置花入別て可然か。後に又薄茶緩々と致すへし。菓子は交せ盛りにして澤山に出し。互に申合せ替る〳〵茶點て。夜深まて咄し樂む心に志なし。同し客にて夜會も度々なる時は。別の置合せをして。趣向をかふる事肝要なり。

夜込の會

一夜込は明七ッ時揃。霜月中旬より別てよし。霜夜又は殘月。曉天。別て風情多し。先待合大火鉢白湯出す。玉子酒。煉酒。生姜の燒味噌にて。鳥渡不取敢待合へ出してよし。亭主の働き作意趣向專一の事なり。然れとも求て仕成す樣に見ゆるは惡し。露次。石燈籠。席上の燈火。名殘火。有明に見ゆるやう心を用ふへし。客を早く呼入て溫にもてなす心第一なり。手燭むかひなり。手水鉢ふたあり。打水なし。湯桶程よく加減して出し置。席中行燈あかり志か〳〵とあり度。宵より心付有明の體然るへし。爐中埋火。掛物計かけ置。其外餝なし。いかにも寂寞無人情也。客席に附候はゝ挨拶に出。老人あらは手爐出してよし。炭斗持出。釜を上け。勝手に持入。半田炮六持出埋火をひらき。底取して習の如にして勝手へ持入。灰炮六に志めしたる灰澤山に入持出て。爐中灰。とくと直し。澤山入て濡釜を持出掛るものなり。改たる心見ゆる樣に致ものなり。懷石は朝込に似よりたる方よし。手輕なる玉子。鰹節。田作。干魚。一鹽物なと然るへし。先は野菜多きか宜し。湯を出し置て歸りに行燈を引くやうに致すなり。主客共に功者の業あり。中立のころ丁度夜明けなるやうに仕成すへし。膳引菓子も溫なる品出し。路次へ廻る燈籠。土器紙も取入。總體水打むらのなきやうに打へき事。手水鉢蓋も取てよく淸め中立致すなり。後入六ッ半時頃薄茶迄濟畢て。五時頃に成樣に致すへし。功者の人ならては出來かたきもの也。

獨客

一一客一亭是也。兼約不時の斷あり。一人になる事あり。待合より早く迎入。亭主早々出て挨拶す。床掛物計に卷物古筆畵讃の類餝置て能き也。客の退屈もなく慰にもなる也。亭主隨分席を不離やうに深切にもてなすへし。懷石出し亭主も相伴致なから給仕して。湯出す前に亭主の膳持入。湯香の物出して勝手口を立切ほと合見合せ膳を引菓子を出し。中立の間なく。隨分早く呼入客淋敷なき樣に仕成すへし。これ亭主の働見ゆるなり。風爐にて湯沸かれ候はゝ。腰掛へ亭主出て。咄し居る事。諸事功者の働あるへきなり。

尊客

一貴人貴僧の時也。亭主最前より出て待合に案內して。草履を詰のものへ賴置て入へし。路次へ水打圍の內改め迎に出る。手水鉢湯桶能々心付けへし。席中例の通にしてよし。座入いつにても熨斗臺足付出すへし。會席膳の內へ板を切敷込んて。箸も紙に包み出す。されとも膳椀別に替へては惡敷。口取の楊枝も口紙あり。中立常の通。後入席中眞の餝置花入よし掛花入にてもよし。臺子又は臺天目點よし。萬事詰の者へ賴置事習ひなり。茶筌置出したる時は相伴には其茶碗にて點出す。茶筌置不出時は。別に茶碗持出次の客へ點出す。又は廻りにも時によるへし。後坐薄茶も其心得あるへし。爐風爐寒暖時に應し。待合たはこ盆別段改め。きせる口紙あつてよし。あらまし如此なり。

跡見の會。又殘り火

一一會相濟みし跡へ直に所望して來る客をいふ。菓子計にても又懷石輕くして出す事もあり。功者の働きあるへし。兼て跡見の申込あらは。花なりとも前客へ所望して殘し置。其儘に後の客を入るを殘り火と云。花入をはづし掛物を卷き。床の隅にたてかけ置。是を跡見といふなり。殘り火は客早く來り跡見は少し遲し。故に掛物を置也。客へ炭花の內所望するは。後の客へのもてなし見せたきためなり。懷石は前客の餘分を取合せ出す體故。不足勝にて一汁一菜なと然へし。菓子も大小ちぐはぐとり合せ取繕はぬやうに致す方。自然に面白かるへし。殘り茶なれはたか茶入にて立てよし。客より袋所望して見るへし。茶銘懷石附け客より承るへき事習なり。中立なく。たはこ盆出し。運手前もよし。案內なく不時の

跡見もあり。前方より申入る事もあり。時に應すへし。殘り火の會同様にて萬事別なり。炭置に心持あり。薄茶引續いて立るもよし。

壺飾

一壺飾は口切の時節床に飾り。口覆。乳緒をかけ短緒にて飾る。客座に入炭前に壺所望する主客時宜あり。亭主床より抱きおろし。緒をとき乳緒のまゝにて上客の前へ出す。客請とり次の客へ挨拶して見廻す。底銘のあるもあり。詰の者へ廻る時分入日記を出す。客何れ成共といふ。亭主達て好めとあらは一段ッゝ次の茶を所望すへし。口覆も請ひて見るものなり。壺亭主へ皈る時。小刀懐中たゝみ紙より出して。口を切ること三刀の傳授（口傳なり）。其儘勝手へ持入客へ茶の挽音の聞ゆるやうにひかすへし。炭斗持出炭澤山に入れ。炭手前仕舞懐石出す。客も緩緩としたゝめ中立致すなり。其うち例の通時宜次第茶具飾附むかひに出る。漸々茶挽上りたる體にて茶入持出る。此茶入趣向あるへきなり。茶は不殘はたき入て立るなり。主客共調子合ひ功者の働きいる事なり。香なとにて時を移してもよし。

茶通箱二種

一二種點は茶到來か。新茶と古茶とか。茶の詰二品か。濃茶と薄茶等の所作なり。客葉茶にて持參の時は。懐石中勝手にて挽かせ茶入に入れ。亭主自からの茶は棗に入。服紗包にて茶通箱に入て點てへし。客急きの用務ある時は濃茶薄茶の二種にしてよろしかるへし。（但二種點は各流小習ひものにつき手續き記さす）。

雪の會

一雪中は先待合暖成を第一とす。火桶に火澤山入れ。生姜味噌なとにて酒出す作意もあり。席入のむかひも早く致し。路次は飛石ばかりよく掃除して。外の雪にさはらざる様拂ひ。手水鉢蓋して置鉢前よく見ゆるやうに致すへし。深雪の時は湯桶計にても働きあり。掛物に心入れ有てよし。下に硯箱料紙短册飾置事習なり。花は赤き花宜し。又花なしにて初入に爐の底を取。御あたり候へと云ひて半田炮六を客へ出すもよし。時によるへし。懐石菓子迄に心を用ひ。暖にする作意あるへし。降雪中にて中立も難儀なる時は片口にて塵穴を用ひて手水出し。中立なしにたばこ盆出し。運ひ手前にて點茶致すへし。總て功者の働き專要なり。雪中の夜會には。石燈籠の灯り不用にしてよし。又は木の下なとへ火灯してもよし。雪にさへられて灯りは闇きゆへ燈心を増すへし。床に大形なる香爐飾り客所望する時床よりおろし出し。香きかせてよし。手を暖むる爲にもよし。空炷し置事肝要なり。

月の會

一月の會は八月十五夜九月十三夜。又其の前後の月にても。或は春月の朧なるも面白かるへし。路次の燈籠。雪のせつに同し。されとも木蔭なと暗く。石傳ひあふなきか。老人の客なとにては火ともしてよし。強く灯をともす方宜し。掛物に趣向ありてよし。床に硯短册又は詠草紙なと飾り置なり。夏夜のせつ和歌の探題。當座。又詩作思ひ〳〵心得あるへし。窓すたれ障子抔に心持あり。懐石菓子等時に應し働きあるへし。花は常の夜會の通り。但石菖鉢置事あり。四疊半又小書院にて催す時。文具飾も面白かるへし。短き香の式も又可なり。尤香の銘にこころを用ひ度なり。

花の會

一花の會は珍敷花到來歟。又は客持參か。或は庭花の盛なるか。または隣家の花。朝顔の咲たるか。蘭の茶事。總て名花を得たる時催す會則花の會なり。是も床に色紙短册料紙硯飾てよし。掛もの和歌なと然るべし。日野殿より利休へ短册を附て贈られし櫻を。其儘床に入て茶事催せし事あり。これも花の會なり。

追善の會

一主君。父母。己か師としたる者の年回なとにて催す茶事なり。床には畵像又は其人の手跡なとあらはかけて用ゆ。三ッ具足。或は香盆に香爐を置香を炷きてよし。又其人所持の香合か炭斗なとあらは飾付てよし。初座に線香か香爐あらは後炭に香合遣ふへし。懐石は四季朝晩共に作意あるへし。精進を用ふへし。畵像掛流し置て花菓子手向てよし。運ひ手前にて常の通飾る。諸道具共其人の所持の遺物品。或は先祖より傳來の品あらは何なりとも飾てよし。尤心得あるへき事也。臺天目にて茶立手向して。跡は茶碗持出茶立て客へ出す。此外口傳多き事なり。

柴火の會。ふすべ茶とも云ふ

一柴火の茶の湯は先つ野邊にて催すなり。古へ大善寺山又洛湯箱崎松原にて。利休か致せしは。松の枝に雲龍釜を釣りて松葉を掻集めて。さわ〳〵と湯の沸立し。松風の一聲。烟の立昇るを面白とて興ありしより。其後野遊の茶事度々ありし。宗無。宗友なとへも豐臣殿下より申付ありしなり。水邊にては三本竹にて釜を釣り。清淨世外の興遊を成すへし。先ッ景氣よき所見立席をもうけ。緣り取の薄

緣。又は花やかならぬ毛氈なとにて。主賓の座を定め釜を釣り。手勝手よき所に。落葉松笠杉の枝葉なとよせ置。火箸立置勝手の方に新しき割蓋の手桶に水を入て置。道具疊の所折敷の上に茶箱ふた置。飾置客着座ゐて提重抔にて菓子を出し。夫より茶箱を開き。客の前にて茶碗を初め。手桶の水にてすゝき清めて仕込置。茶手前に掛る。手前口傳あり。時に應して働きあるへし。

開の會

一開きの茶事は圍ひ數寄屋。新宅。又は掛物花入なになり共。又は客より贈與せられし道具の類。總て床に飾りてよし。棚にも飾るなり。作法。亭主先方により。曲尺に合せ飾る口傳なり。至て秘事多し。師傳を受くへきなり。茶花到來前に出す名物掛物掛ヶ樣口傳あり。外題飾も外題によるへし。名物の茶碗は湯すゝき濟。再ひ所望して見るへし。見樣口傳あり。

香の茶會

一香の茶の湯は春の日永の節なと。時刻例より早く揃ふ樣に申入。席四疊半構には袋棚よろし。諸具飾心得あるべし。香の式は短かよし。宇治山。小草。小鳥。これらの式か宜しかるへし。袋棚の飾圖式あり。略す。

作前。炭斗の中に香たどん二ッ入。持出。例の通り釜を上ケ。下火を直し。たどんをくべ。釜を水屋へ持入灰炮六持出灰直し。爐中よく改め。棚の香爐を下し。右のたどん香爐へ取入。壁付へよせ置。爐の炭澤山にして。濡釜持出て掛る釜を取に入る時。灰炮六を持入。總て炭手前も早めに致し。香爐の灰を押し。火加減をして居直り香を炷出す。香きゝ仕舞の節詰の者記錄認め上客へ出す口傳多し。香爐は棚に殘し。外の諸具は勝手へ取り入。さら〳〵と道具疊をはき込て。懷石膳部を出す。其外常に替るとなし。

菓子の茶會

一不時の會同樣なり。膳部の饗應をはぶき。菓子にて一服致す。働きあるへき事なり。口取にはにしめもの可取合。湯香せんを出す。中立なしにすへし(但菓子の茶といひても。種々作意あるなり。時に應しはたらき有へし)。

不時の會

一不時の會は。朝。晝。晩に不拘。不圖一服所望する事あり。是急按とも云ふ。路次手水鉢の水を改めたるのみにて。早々案内可致。待合とても餘り繕はぬ方よし。たばこ盆計よし。中立前路次内外共水打。雪隱迄も水の行渡るやう奇麗にして中立さするなり。懷石も有合の品手輕の物見計ひ出すへし。若し時刻にこれなくは。菓子。あぶり昆布。水菓子。打栗の類出してもよし。菴中薄茶棗抔棚に有合の儘差置。呼入て炭手前致し。釜も濡釜に改むへし。濃茶挽立る間もあらは早々ひかせ。小棗の類にて立てよし。薄茶計にても宜し。はこび手前にして萬事働きあるへき也。初座花計ならは後掛物。掛物花共あらは其儘にして。取飾はあしく。客の急くと不急氣に應して仕成すへし。道具も常の品にて一二種引替て致すへし。

朦中訪會。討死の茶口傳

一朦中の人を招き心の欝を慰むる會なり。尤精進かよし。時に應すへし。捨茶巾の扱ひ此時用ゆへし。

丈室の會。二樣釣り釜。置棚の事

一丈室の會は四疊半の座鋪にて。珠光か眞の座鋪なり。又紹鷗の草菴の座鋪等夫々に用ひかたあり。本意をふらさる輩は。草菴。書院。取交せの所作あるものなり。師傳をうくへし。菴の亭主の所作にては違ふ也。袋棚の置方入は八寸。脇は四目。定法なり。自在鎖にてよし。又一尺二寸に置事もあり。釜大ぶりをかけ。又は盃など用る事あり。しかし一尺二寸にては身構遠く棚置方見分惡し。七目棚を置事秘事なり。袋棚にも下置棚卓子。たんすの類。左右前後眞中に置事本式にて。少し前へ出す事口傳あり。又棚なしに仕廻事あり。故實心得へし。

名水の會

一名水の會口傳多し。何れにても名水を客より贈らるゝ事あり。又取よする事ありて催す茶の湯なり。割ふたの手桶新規にして蠒ゐべにて封を付る也。これ古實なり。封しやうは。わらをつなぎ合せ封に結ひ。其儘水屋に置へし。客炭前に水屋見物致度といふて所望して見るへし。亭主桶の封のまゝにて持出し。封を客の前にて切。蓋取時客打寄り見るなり。見やう。口に袖を覆ひ餘り顏を不差入樣に致すへし(口傳あり)。又は亭主別の蓋物なとに汲入て見する事もあり。炭澤山にして釜を水屋へ取入。水を改め持出してよし。水不足致せば湯仕舞にしてもよし。釜の沸る間香抔ありてもよし。利休か催されし例もあり。客茶のみ終りて後に湯計所望してよし。亭主濃茶碗の如く。ふくさ添て出すへし。都て習の通り作前あるへし。

祝の茶會

一祝儀の會。萬事壽て緣の續くる樣に致し催すへし。婚姻。元服。年賀等。總て時に

チヤク

應し作意別てあるへし。

無賓主の會

一是は利休居士。南坊宗啓師的傳の大道と知るへし。水石。草木。菴主。賓客。諸具。法則。規矩共に一箇に打破し去て。無事安心白露地の境界也。高語筆端の及ふ所にあらす。

右茶の湯三十體終。

【茶湯者の覺悟十體の事】(山上宗二著)。

一上をそさうに。下を律義に。物の筈の違ぬやうにすへし。

一萬事に物のたしなみ。並氣遣専なり。

一奇麗。數寄。心中。猶以専也。

一朝起。夜噺。會の朝は寅一天より。茶の湯仕掛るなり。

一酒を過す事。又嬉亂。何もひかゆる事。

一茶湯は。冬春は雪を心にかけ晝夜すへし。夏秋は初夜過る迄可然。但月の夜は獨なりとも可及深更なり。

一第一我より上なる仁と知音する事専也。人を見知り可寄合事肝要と云々。

一茶湯には。座鋪。路地。境地。勿論。竹木松の在所。並疊を直に敷事。此事専也。

一よき道具を持事。但珠光。引拙。紹鷗。宗易。此衆心に被掛。茶湯道具専也。

一茶湯者は無能成が一能也。紹鷗弟子に曰。人間は六十雖定命。其内身盛なる事は二十年なり。茶湯に不染身さへ何の道にも無上手。彼是に心を掛れば悉く下手の名を取へし。但物を書文字計は可教と云々。右十ヶ條取分け口傳多し。

又十體の事

一目明(メキ)(註に曰。茶湯の道具は申に不及。目に見る程の物を善悪を見分。人の誂程の物を志ほらしく數寄に入樣に好む事専也)。目明嫌事。むまき物に似たる物をすく目明是なり。

一手前は薄茶か専也。これを眞の茶と云ふ。世上に眞の茶といふは濃茶の事也。是を手前をも身をもくづして。濃茶のかたまらぬやうに。息のぬけぬやうに點るなり。其外臺子の四ッ組。並小壺。肩衝。其外此中にあり。

一圍爐裏。風爐の炭の事。(註に曰。炭の手前不知數。但朝炭なかれて面白きやうに置なり。總別冬は曉寅の刻より茶の湯を仕掛るなり。本の數寄者は晝は不及申。夜も火をはきらさぬ物なり。然者日のさし出に爐中面白し。茶前に湯桶樣に無味に炭を置也。客人歸さまに炭を置也。一日の間は炭に不取合流れ次第に置なり。日暮れ夜噺の更るに隨て炭を置へし。次に灰の事。角に手ぎはを眞に入て粗相に見るやう灰を入るなり。

一所作。花入やう。繪。墨蹟の掛卷。

一臺天目の點樣。呑みやう。濃茶呑み樣。床へ道具上け下し。

一小壺。肩衝。四方盆にのせ客になり拜見の樣子。

一風爐小板釜置に居へ樣。同圍爐裏のうち釜釣やう。其外手にて仕程の所作の事。

一會席の事。色々樣々毎度替る也。其内正風體なれは日々幾度も可然。其の内珍敷行ひ十度に一度二度か。名物持の若き衆は三度四度迄もゆるすへし。物を入てそさうに見ゆるやうに仕るが専也云々。

一客人振りの事大方あり。

一獻立に條々密傳多し。一儀初心の爲め。専ら紹鷗被語置者なり。但當時宗易被嫌候端々。夜話の時被申出候。第一朝夕寄合間なりとも。道具の開又は口切の儀は不及申。常の茶湯なり共。路地へはいるからたつ迄。一期に一度の參會のやうに亭主をうつめ可敬畏也。公事の儀又は世間雜談悉く無用なり。夢菴の狂歌に「我か佛隣のたから聟舅。天下の軍人のよしあし」。このうたにて可分別。茶湯雜談數寄に入たる事は嗤すへし。又茶の立前は無言。次に亭主振りの事。客人を心底に可レ成ニ程悉ヿ。貴人茶湯の上手の事は不及申。不斷寄合衆成とも。名人の如く可思。將また上をは麁相に仕るへし。客人の呼合専一なり。道具開は貴人も可然歟。

數寄雜談の事

一茶湯には習ニ骨法ー。普ニ法度ー。第一數寄の仕樣と云事あり。これ密傳也。上手につき談合すへし。但此五ヶ條雖悉究。非作ならは。若狹屋宗可。梅雪。同前にて果つへき也。茶湯仕樣の儀。習は古きを専用ひ。作意は新しきを専とす。風體堪能の先達に可任となり。其節の時代に相應に分別すへきなり。

一茶湯の師匠に別て後までに用る覺悟。一切の上。佛法歌道。並能亂舞。よろづの目利。又下々の所作までも名人の仕事を。茶湯と目明と二ヶ條の手本に取るなり。茶の湯の師匠になる覺悟。茶湯三十年抛身。我茶の湯を嗜み。茶湯の儀坊主をせまほしきとて。逼塞する目明を從天下呼出すなり。又我茶湯を取亂し。天下へ出師匠顔する者は。宗可。梅雪。同前なり。

一孔子曰。吾十有五而志于學。三十而立。四十而不惑。五十而知天命。六十而耳順。

七十而從心所欲不踰矩。紹鷗道陳宗易密傳也。(註に曰。茶湯の仕様は十五より三十迄は。萬事を任師匠。四十より出我分別。習骨法。普法度。數寄の雜談。師匠の傳を仕。作前數寄の仕様は主次第也。但十の物五つ。我流を出すへし。是を四十而道不惑と云事なり。五十迄十年は師匠と西を東と違てする也。其内に我か流出て上手の名取をする也。又十年六十迄は師匠の如く一器の水を一器にうつす様に必師をするなり。耳順とは右の十ヶ條目に如書註。萬の名人の所作を手本とするなり。七十而從心所欲不踰矩と云。宗易今の茶湯の風體也。名人一人の外は無用と云ふ。年六十八旁々相當の儀なり。紹鷗は五十四にて遠行也。此外條々口傳あるなり)。

一能阿彌は御同朋衆の内の名人。御物の御繪の外題を出し人也。忠昌藏主手書成る故に。能阿彌指圖にて。菓子の御繪の外題を初て書し人なり。

一珠光開山名物の下題多し。松本珠報。瓢箪の茶入茶碗兩種を樂む。篠公方の御秘藏也。ぬるき道具數多香爐あるなり。

右山上宗二の記より拔萃する所なり。

草菴一服の茶五人分は五文目を以て定むれとも。近來は服の薄きを好む人多し。壹人の量壹匁にて。濃茶點する時は昔の服と中人多し。ゆへに見計ひ加減して點する方よろしかるへし。濃茶薄茶と云ふは。利休以前は其製の異なりしものにてはなし。則ち點方茶の分量にて。濃淡の區別せしものなり。茶の濃薄の製造を異にしたるは休以後の事なり。いまたたしかなる書を見ず。依てかくはしるしぬ。

又單に濃茶と稱すれとも。啜茶。練茶の二通りあり。又中茶と云ふは壹人の量六分とさたむ天目一服點に用ふ。薄茶の量は壹人五分と定めあり。右荒增をしるし畢ぬ。

又八木隆治が雅遊考に記す所を左に抄す。塵添壒囊抄に云。十服茶の法。茶三種を以て各四服を裹て。同一服を取て試とす。仍殘る所三々九服なり。不試茶一種あるが故に。是を客と云也。是を三種試と云なり。近來は茶三種を以て各三服を裹て客を加ふ。是を褁攻。又は无試茶と云。最初に聞を一と定て禮を不レ折。故に一種試とも云なり。是を回茶と云は。顏回が回也聞レ一知レ十。故に爾云也。又貢茶と云は。子貢が貢也聞レ一以知レ二と云へり。以二四種一成二十服茶一なれば。一種を以三服を裹むを聞レ一知レ二即知レ三也。同じ茶なるが故に。四ヶ度に知所は劣なれとも。なほ知義は同じき故なりと。又喫茶往來に云。昨日茶會無二光臨一之條。無念之至。恐恨不レ少。滿座之鬱望多端。御故障何事。抑々彼會所爲レ體。内客殿懸二珠簾一。前天庭鋪二玉沙一。軒牽レ幕窓垂レ帷。好士漸來。合衆既集之後。初水纖酒三獻。次索麪茶一返。然後以二山海珍物一勸レ飯。以二林園美菓一甘レ哺。其後起坐退レ席(中略)。爰有二奇殿一。峙二棧敷於二階一。排二眺望於四方一。是則喫茶之亭。對レ月之砌也。左思恭之彩色。釋迦靈山説化之粧。巍々右牧溪之墨繪。觀音普陀示現之姿。蕩々普賢文殊爲二脇繪一。寒山拾得爲二面餝一(中略)。卓懸二金襴一。置二胡銅之花瓶一。机鋪二錦繡一立二鍮石之香匙火箸一(中略)。客位之床鋪二豹皮一。主位之竹倚臨二金砂一(中略)。香臺並衡朱衡紅之香箱。茶壺各栂尾高雄之茶袋。西廂前置二一對之餝棚一。而積二種々珍菓一。北壁下建二一雙之屏風一。而構二色々懸物一。中立二鑵子一。而鍊レ湯廻並二飮物一。而覆レ巾。會衆列座之後。亭主之息男獻二茶菓一。梅桃之若冠通二建盞一。左提二湯瓶一。右曳二茶筅一。從二上位一至二末座一。獻レ茶次第不二雜亂一。茶雖レ無二重請一。敬二數返之禮一。酒雖レ用二順點一。未レ及二一滴之飮一。或四種十服之勝負。或都鄙善惡之批判。非三啻催二當座之興一。將又生前之活計。何事如レ之(中略)。日景漸傾。茶禮將レ終。則退二茶具一調二美肴一。勸レ酒飛レ盃(中畧)。或歌或舞。增二一座之興一。又絃又管驚二四方之聽一(中略)。遊宴不二申盡一。委曲併期二面謁一候恐惶頓首。林鐘七日。掃部助氏清。謹上彈正少弼殿幕下と。是は實事に非ずと雖も。常時の景況を記せしものにして。後世「わび」など云ふを主とする茶事とは。大に趣の異なる所あるを思ふべし(「ワビ」の事後に云ふ)。此後に至り寺塔の九輪を奪撤して。鑵子を鑄造すること大に流行せり。太平記(執事兄弟奢侈の條)に云。殊更天王寺の常燈料所の庄を押へて知行せしかば云々(中畧)。又如何なる極惡の者か云出しけん。此邊の塔の九輪は大畧赤銅にて有と覺る。あはれ是を以て鑵子に鑄たらんにいかによからんずらんと申けるを。越後守聞てげにもと思ひければ。九輪の寶形一ッ下して鑵子にぞ鑄させたりける。げにも云ひしに違はず。膚臙なくして磨くに光玲々たり。芳甘を酌てたつる時。建溪の風味濃か也。東坡先生か人間第一の水と美たりしも。此中よりや出たりけん。上の好む所に下必ず隨ふ習なれば。相集る諸國の武士共これを聞傳へ。我劣らじと塔の九輪を下して鑵子を鑄させける間。和泉。河内の間。數百箇所の塔婆共。一基も更に直なるはなく。或は九輪を下されて枡形ばかり有もあり。或は眞柱を切られて九層許り殘るも有と見えたり。又尺素往來に云。嵯峨清涼寺之大念佛者。古今過現不退轉之勤行。道俗男女可レ結二緣一之法會也。斯境節暖氣早至。若芽既萠候(中畧)。宇治者當代近來之御賞翫。栂尾者此間雖二衰微之體一候。名下不レ虛誇。不レ可レ被二思食忘一者乎。彼兩所者久効二浮梁渚之俗一。顧不レ劣二於建溪趙州

之風一。自含二雪乳月團之香一。而可レ具二于鷹觜雀舌之味一也。先被レ遣二檢使於二方一。晢就二早晩之左右一。可レ被レ定二御出之前後一歟。隨而眞壺二箇進レ之候。朝日並深瀨之走摘不レ散一葉可レ被レ納レ之候。又西江(一に淸香に作る)底入等都合五ヶ候。閼伽井。逆外。畑。小島。藤淵等之名苑。木前脇茶摘弛摘合以下。至二一番茶一可レ被レ收レ之候。於二往宅後苑一者。自二今年一可二自調一候之間。豫仰二付於堺濱鑄物師一。釜甑已出來候。焙爐者松材。茶臼者祇陀林。鑵子者葦屋。風爐者奈良。水桶水杓茶匙茶篗茶巾茶瓢檑座茶桶建盞胡盞天目饒州油滴窯變菱花托青漆盆。六納欅挽。三入葛籠等。感得仕畢と。又云入レ夜而若無二御睡氣一者。點二蠟燭一當座衆議判之詩歌合與行可レ爲二如何一哉。種茶種香之勝負。亦奈何宜レ任二御意之趣一候とあり。異制庭訓往來に云。夫茶者仙家之所レ賞。爲二人間之所一レ嗜。漢魏以而者不レ翫レ之。唐宋以來嗜レ之。不レ惜二千金一也。凡茶有レ德有レ失。有レ本有レ末。好レ末則爲レ毒。々則爲二萬病之宗一。藥則爲二百藥之長一。而今有二服レ茶而致レ病者一。是失二茶之本一。好二茶之末一也(中畧)。逸士洛陽之名山名所。如レ雲如レ霧。各誇二其家之春一。雖レ嘲二他山之景一。皆是爲二城州栂尾。和州淸瀧之末流一也。然者賞二上古淳朴之本味一。閣二當世之勞敷反排一者。御意趣如何。每事期二見參之時一候恐々謹言。三日朔。佐渡守殿。また云擬二曲水宴一可レ有二鬪茶一之由承候。然學二古風之式一。不レ可レ被レ用二當世之體一之由承候。尤不二心得一者乎。雖二尾籠之申狀一。此御會凡可レ爲二無興一乎。茶香之翫者。只當世樣以二珍體一爲二風情一。以二淳朴一爲二比興之義一(中畧)。異朝名山者建溪。口山。盧山。浮梁。我朝名山者。以二栂尾一爲二第一一也。仁和寺。醍醐。宇治。葉室。般若寺。神尾寺。是爲二輔佐一。此外大和寶尾。伊賀八島。伊勢河居。駿河淸見。武藏河越茶。皆是天下所二指言一也。仁和寺及大和。伊賀之名所。比二所々園一。如下以二瑪瑙一比中瓦礫上。又以二栂尾一比二仁和寺醍醐一。如下以二黃金一對中鉛鐵上。以レ有二末流之名譽一。殊振二本所之聲價一(中畧)。深瀨。河上。小島。天狗谷。一瀨。外畑。岩傳。門不見。橋反等。各入二眞壺淸江一進レ之候。御批判之後可レ被レ開二本銘一。當世樣如レ此。恐々謹言。姑洗二日。謹上北谷實禪御坊と。是等何れも作り文章なれとも。往昔の景況を察するに足るべし。【一服一錢】七十一番職人歌合二十四番に云。「呑む人もおほみづのみに立る茶の。さもすみはつる夜半の月かな」。(右)「あたひなきよるをばいかゞせんじもの。月見あそびにかふ人もがな」。(判詞畧)。又同番次番ひに。「たつる茶のあはれ消とも逢との。一せにかふる命ならばや」。(右)「思ひわびさてもいかゞはせんじもの。戀のやまひの藥ならればゞ」。判詞に云。左立る茶のあはれとつゞけて。一錢をひとせにとなすらへたる。いとやさしくきこゆ。右はいかゞせんじ物。戀の病の藥にならぬと思わびたるもあはれに聞ゆ云々。(圖あり略す。)一は茶具及風爐釜等を一荷になし。擔ひ歩行て鬻ぐ體なり。又一は街巷に席を設けて茶を賣る體なり。何れも茶を賣るは法師にして。該圖の上に。一服一錢。こ葉めし候へなどゝ記しあり)。是れに由れば。此頃は早既に一服一錢にて茶を賣しなり。さて此後足利義政專ら【茶事】を好み。文明十二年七月。洛陽東山に銀閣を造り(或十一年とも云。義政薨後遺命により之を寺とし慈照寺と云。一に銀閣寺とも云鹿ヶ谷の北にあり)之に移る。即東山殿と云ふ。軍職を義尙に讓り。薙髮して道慶と云ふ。相阿彌に命して其庭園を作らしめ。狩野祐清に囑して殿内に瀟湘八景を畫かしむ。又南都稱名寺の僧珠光を聘して。旦暮茶事に耽り。政家關白。雅親の權大納言等常に來往す。玆に於て海内茶事大に行はる。「茶記贅言に云。抑此公(義政をさす)。明國勘合の印を求め。貨寶珍玩を購ひ。其玩物を縱に得まく欲して。遂には皇國の國紀を亂り。天災地妖水旱比年發り。五穀不レ登して餓殍道路に相望めり。加之兵革止時なく。天下の凶荒こゝに窮まれり。かゝるを顧給はず。公(義政)大に第宅を營み。美麗を極る心より。天下に令せて奇樹を集め。巨石を求む。人民其役に疲れ困しむと言む方なし。天皇聞食して。畏くも叡慮を痛めさせ賜ひ。御製の詩を公に賜ふ。その御製は。殘民爭採首陽薇。處々閉レ爐鎖二竹扉一。詩興唫酸春二月。滿城紅綠爲レ誰肥と遊ばしける。世に難レ有叡慮にし御し坐せば。驕奢跋扈の義政も。然がに畏れ恐り。遂に夫役を罷められけり(中略)。實に公の驕逸窮まりなかりし。海内の寶を以て自ら奉じ。海外の書畫珍器をすら求めて厭ず。花亭の臺の費六十萬緡。高倉の第なる障子の費はた二萬錢とぞ云へる。其他推て知るべし。既にして京師は。山名。細川の兵燹にかゝり。云まくも畏き皐居すら焦土となり。公卿方も西方に散走し給ひて。戕害を遁れ給はぬなむおはしける。惜むべく嘆くべきは歷朝の典籍なり。當時の兵火にて大槪烏有に歸したりき。然るに公自若と顧み給はず。宴詠點茶の嗜欲恣なり云々。」此後因幡守武田仲村(武田信光の裔孫幼にして父信久に後る)。薙髮して紹鷗と號す。和泉國堺の津に住し。專ら茶道を好み。珠光の門人なる宗陳。宗悟等より茶道を相傳し。遂に其妙を自得し。一家を爲す。當時此道の宗匠として其名都鄙に鳴る(弘治元年乙卯十二月二十九日卒)。尋きて贈太政大臣信長公亦茶事を好まれ。天下の名器を集められたり。「信長公記(永祿十二年二月の條)に云然而信長金銀米錢御不足無レ之間。此上者唐物天下之名物可レ被二召置一之由御諚候て。先上京大文字屋所持之一初花。祐乘坊の一ふじなすび(じはぢか)。法王寺の一竹ひや

しく。池上如慶が一かぶらなし。佐野一鴈の繪。江村一もくそこ。友閑。丹羽五郎左衞門御使申金銀入木遣被二召置一。天下定目被二仰付一と。又(元龜元年庚午三月の條)云。去程に天下無レ隱名物堺に在候道具之事。天王寺屋宗及一菓子の繪。藥師院一小松島。油屋常祐一柑子口。松永彈正一鐘の繪。何れも覺之一種共被二召置一度之趣。友閑丹羽五郎左衞門御使にて被二仰出一。違背非レ可レ申候之間。無二異儀一進上。則代物以二金銀一被二仰付一候き」と。又(天正三年乙亥十月二十一日の條)云。大阪門跡之儀三好笑岩友閑兩人御使申御赦免候也。小玉檻枯木花之繪三軸進上候て。年寄共罷參。平井八木今井御禮在レ之。天下無レ隱。三日月の葉茶壺。三好笑岩進上に而候也と。又(同月二十八日の條)云。京堺之數寄仕候者十七人被二召寄一。妙光寺にて御茶被レ下候。御座敷の飾。一御床に晩鐘三日月の御壺。一違棚に置物七寶に白天目內赤の盆につくも髮。一下には合子しめきり被レ置。おとごぜの御釜。一松島の御壺の御茶。一茶道は宗易各生前思出忝面目也と(信長茶道執心なるが故。平民と雖も其道に志ある者は召出して恩遇を加へられし也)。又(天正五年丁丑三月二十三日の條)云。一化狄。天王寺屋之龍雲所持候を被二召上一。一開山之蓋置。今井宗久進上。一二銘のさしやく(茶杓)。是又被二召上一。三種之代物金銀を以て被二仰付一と。又(同年十二月二十八日の條)云。岐阜中納言信忠卿安土に至て御出。惟住五郎左衞門所御泊。信長公より御名物之御道具被レ參候。御使寺田善右衞門。一初花。一松花。一鴈繪。一竹子花入。一くさり。一藤なみの御釜。一道三茶椀。一內赤盆(八種)。又次の日被レ參候此時之御使宮內卿法印。一周德さしやく。一大黑菴所持之ひようたんの炭入。一古市播磨所持之高麗はし(三種)と。又(天正六年戊寅正月朔日の條)云。五畿內。泉州。越州。尾。濃。江。勢州隣國之面々等。安土にて各御出仕御禮有レ之。先朝之御茶十二人に被レ下。御座敷右勝手六疊敷四尺緣。御人數之事。中將信忠卿。二位法印。林佐渡守。瀧川左近。永岡兵部大輔。惟任日向守。荒木攝津守。長谷川與次。羽柴筑前守。惟住五郎左衞門。市橋九郎右衞門。長谷川宗仁(以上)御飾之次第。御床に雁の御繪。東に松島。西に三日月。四方盆。萬歲大海。水さしかへり花。周光(珠光の誤なり)。圍爐裏に御釜うば口。くさりにて花入筒也。御茶道宮內卿法印。以上(中略)。去年冬三位中將信忠卿へ被レ進候御名物之御道具。正月四日に萬見仙千代所にて御ひらき之被レ成二御會一。此時之人數九人二位法印。宮內卿法印。林佐渡守。瀧川左近。長谷川與次。市橋九郎右衞門。惟住五郎左衞門。羽柴筑前守。長谷川宗仁以上なごゝ記したり(原本誤り多しと雖も姑く原のまゝを記す)。さて紹鷗茶道を納屋與四郎に傳ふ。與四郎頗茶道に巧なり。薙髮して名を千宗易と改め。抛筌齋と號し。茶道を以て信長公に仕へ。後豐臣秀吉公に仕ふ。利休居士即是なり。利休祿三千石を領す。遂に太閤の命を奉して茶道を改定す。其法普く海內に行はる。此時今井宗久。津田宗及等も登庸せらるゝも。利休特り寵を受く。後太閤の憤怒を蒙り。天正十九年二月二十八日七十四歲にして自殺す。二子あり道安。少庵と云。少庵の子を宗旦と云。能く祖父の風を傳へて大に家聲を振ふ。四子あり三家に分家す。其嫡流を(嫡子早世二男嫡流を承く)表と稱し。四男の流を武者小路と稱し。三男の流を裏と稱す。」此時太閤益々茶事を好み。遂に天正十三年洛陽北野に於いて大茶の湯を興行せらる。此茶會たるや。蕃客と雖も有志の者には此會に列するを許し。都鄙に諭告して大に名物珍器を蒐集し。之れを陳列せしと云ふ。太閤所有の器物を第一に飾り。利休所有の器物を第二番に飾り。天王寺屋宗及所有の器物を第三番に飾り。納屋宗久所有の器物を第四番に飾り。何れも褒賞として米三千石を賜ふ。「北野大茶湯之記に云。一北野の於レ森。十月朔日より十日の間。天氣次第大茶湯被レ成御沙汰に付而。御名物共不レ殘被二相揃一。數寄執心之者に可レ被レ爲レ見御ため。御催被レ成候事。一茶湯執心においては。また若黨町人百姓以下によらず。釜一つるべ呑物一茶なきものはこがしにても不レ苦候間。提來可レ仕候事。一座敷之儀は松原にて候間。疊二疊。但侘者はとち付にてもいなはきにても苦かる間敷事。着所之儀は次第不同たるべし。一日本之者は不レ及レ申。數寄心懸有レ之ものは。唐國の者までも可二罷出一候事。一遠國之者まで爲レ可レ被レ見。十月朔日まで日限御延被レ成候事。如レ此被二仰出一は。侘者不便に思召之儀候所に。今度不二罷出一者は。向後に於てこがしをもたて候事無用との御意見事候。不二罷出一者之所へ參候者も同前たるべき事。一侘者においては誰々遠國之者によらず。御手前にて御茶可レ被レ下旨被二仰出一候事。右以上(中略)。天正十五年。」茲に於て上は天皇陛下より。下は細民に至まで。茶を翫ふ者日を追て增殖し。一器の微小なるも。其聲價數百金を以て購ふに至れり。茶道此の如き景況なるが故。名物の器は其價騰貴し。眞壺の如きは(昔は茶を貯ふには。必ず眞壺に詰めしが。酒の樽を撰むが如く。茶も亦其貯ふる所の壺惡しければ。其香味を損するが故。其壺を撰むを古今同じ)。呂宋の產を最上品とすれども。世間に茶事行はるに隨ひ。大に拂底になりぬ。(按するに。壺のみに非ず。餘の器物も同じかるべし)。依て堺の町人納屋助左衞門と云者。太閤の命を奉じ呂宋へ渡り。壺五十個を購求し歸る。即宗易に命じて品質の良否甲乙を定めしめ。諸侯へ分與せりと云。

チヤク

又古染付香合などに祥瑞と云へるあり。其作人五良太甫と云は伊勢津の人なるが。明末に及び南京に渡り。陶器製造を習ひ歸朝す。何れも名物なり。又【茶器】は其形に由て茄子。肩衝。文琳。其他種々名を異にすと雖も。畢竟壺の小さきものなり。往古は唐物のみを用ひしが。和物に藤四郎と云へるあり。此作人は本名加藤四郎右衞門と云へるを。其上下を省畧して藤四郎と云。道元禪師入唐の節從て渡唐し。陶技を研究して歸朝す。其へ唐前の作を古瀬戸と云。此茶器の濫觴は元と榮西禪師が實朝右大臣へ茶を獻ぜしより。茶を諸家に頒與せられしとき。茶の入れ物を燒しより起ると云ふ。又漆器の茶入に金輪寺と云へるあり（大中あり。大は濃茶器。中は後世晬啄齋薄茶器に用しなり）。是は後醍醐天皇一字金輪の法を修せられし時。僧侶へ茶を賜はん爲め。吉野山の蔦を以て作らしめ給ふと云傳ふ。又【茶碗】に天目の名あり（臺に搭して使用す）。形を以て稱するなれども。元と唐物にして。建安縣天目山にてやきしもの故。他の器にも其稱波及して存するなり。又樂燒の始りは。飴也と云朝鮮人なり（或說に飴也は朝鮮の地名とも云）。大永年中本邦に歸化し。彌吉と改名す。後京師に累世吉左衞門と稱し。樂燒を以て家業とするは此子孫なり（樂燒と稱するは太閤聚樂第を造營の時。初代吉左衞門に命し屋瓦を造らしめ。其賞として天下聚樂燒の號を賜ひ。樂の字の金印を給ふと。即樂燒は其畧稱なり。後樂を氏とす）。又【釜】の事和漢三才圖會に云。按釜炊レ飯煎レ茶日用之寶器。有二大小一其腰如二刀腰一。或如二鳥翅一。故俗謂二之羽一と。又云炊二米及雜穀一名釜煑二茶湯一。名二鑵子一。今通稱レ釜焉とあり。然して釜の作に蘆屋と云あり。天猫と云あり。何れも地名にして蘆屋は筑前にて明惠法師の始めて作らせしと云ひ（蘆屋釜の下畵は雪舟の筆なりと云）。天猫は（一に天明とも）。下野國天猫山麓の鑄物師の作と云ふ。（後相模國にて作りしを小田原天明と云）。」茶事の法則益々精密を究め。秘事傳授等の事出來れり。先づ傳授前の箇條は。長緒。仕組點。組合點。茶筌飾。盆香合。軸飾。壺飾。臺飾。茶碗飾。花入飾。名物飾。花所望。炭所望以上十三條にして。傳授の部は。茶桶函。唐物點。臺天目。盆立。亂飾等なり。尙此上を長盆三段と稱し眞の點方とす。其三段の中に復た眞草行の三等あり。（所謂眞の臺子なり何れも奧秘とす。又【七事】と云へる式あり。往古より在來れる回り花。回り炭。茶かぶき等の三事の餘に。新に四事を設作せしなり（如心齋と一燈と協議して作りしものと云）。「華實年浪草に云。凡茶會之炭花者。隨二熟不熟之人一。有二所レ見之善惡一。故未練之人。常數回習レ之。故同志相集。自二上座一至二下座一。交學二置レ炭挿レ花之業一。謂二之廻炭廻花一とあり。又【爐】は舊曆頒行の世に在ては。十月一日より三月三十日迄を通例とす。然して其爐中に用る【炭】は。所レ謂切炭なるが。其大小長短により種々名あり。胴炭。輪炭。毬打炭。割炭。管炭。添炭等なり（利休形の炭切形あり寸法爐と風爐の相異あり）。又一種枝炭と唱ふるは。五寸許の枝を炭に燒き。白粉を抹して衣とす（流派により鼠色のものも用）年浪草に雍州府志を引て云。炭所々出。然於二山城國一。鞍馬山竝小野里之産爲レ宜（中畧）。又茶亭爐中所レ用之炭之謂二切炭一。攝州池田。丹波一倉土人燒レ之（中畧）。河内國光瀧土人。伐二樹枝一五七寸許。連二小枝一而燒レ之。其色白灰色也。又謂二細炭一。雜二置黑切炭之間一。爲二爐中之飾一と。」以上八木氏の說なり。【茶室】スキヤに出す。

チヤダウ　茶道。（チヤクワイを見よ）

チヤノユ　茶湯。（チヤクワイを見よ）

チヤバムキヤウゲム　茶番狂言。俄。道化踊。なども云ひ。畧して茶番とのみもいふ。これはもと京の祇園祭禮などに。俄といふ戲をなせしより起りしものならむといへり。茶番といふ名は。歌舞伎役者顏見世の時。樂屋に茶番餅番酒番といふことあるより出つとぞ。然れども。事實は古くよりあることにて。古への俳優。中古の狂言と云ふもの。即ち今の狂言（參看）なり。後世歌舞伎にて俳優又は狂言なる名を滑稽にならざる劇に應用せしより。滑稽なる戲には。俄または茶番なる名稱を負はするに至れるなり。嬉遊笑覽に。北條五代記に。氏直旗本の武者奉行の中に。福島伊賀守といふもの。生れつきことやうにて。大男大髭有て風俗いちじるし。一とせ小田原久野の入に神祭あり。諸侍見物す。伊賀守も見物せんと。牛の角に銀箔をおし。あかれの大ぶさ鞦はづなを付。おのれは草刈の體にて。腰に鎌をさして牛に乘り。後向て尺八を吹き。女に紅染のかたびら。さきの尖りたる桔梗笠を着せて。牛をひかせ。力者一人に長刀をかつがせ。あとにつれ。祭見物せしを。皆人興がるふるまひとて笑ひしかども。惡難をいふものなし。町人これを見て侍の形儀正しき北條家にも。異形を好む人ありけり。但伊賀守は武勇の至る故にやとぞさしけると有。こは見物にはあらで見物となれるなり。むかし東大寺の正寶があらかひことによりて。賀茂祭の時。裸身に干鮭を太刀にはき。牝牛に乘て。一條大路をわたりしをみな人興がる事にいひ侍べり。おもふに太秦の牛祭は。これらにならひしものなるべし。其祭文を源信僧都の作といへるはうけがたし。後世祇園などの祭りのなり。俄といふことたくみ出る人情。古今かはる事なし。」また云。にはかは。一

代男(七)に。島原にて戯ふるゝことをいふ條に。彌七しゆろばゝきに。四手切てむしこより(連子をいふなるべし)。によつと出せば。丸屋の二階より大黑えびすをさし出す云々。猫に大小さゝせて出せば。からざけに楊枝加へさせて見する。彌七えぼしきてあたまさし出せば。むかひより十二文の包み錢を投る云々(猶かゝるたぐひの事多く書たり)。女郎も男も殘らず三處の二階をながめ。人々して古今まれなる慰み是なるべしと。輿に乘じてまた所望々々といふ程に。後は大道に出て。もんさくいづれか腰をよらざるはなしといへり。是にはか江戸にて茶番などの始めなるべし。一目千軒に。京師島原は中堂寺村に堺の住吉を祭る社あり。もとすみよし屋太兵衛といひし者の勸請なり。住吉屋廓中に入てまた住吉の祠を作る。これを中堂寺村の御旅所とす。享保已後祭事華美となれり。毎年五月十九日より練物出づ。二十日より二十六日迄。日暮より大夫練物出づ。二十一日より二十九日迄暮方より若連中ねり物。二十八日には練物廓を出て中堂寺村本社へ參て。西口より歸る。夜に入て他所よりくるわへ灯籠作りしもの。俄などあまた持來り。夜明る迄京町中の老若男女群聚するをおびたゞし。別して御影供につきて大紋日なるよし委く記せり。(此事いつ止たる歟今は聞えず)。孔雀樓筆記に。市井輕佻の徒は遊賞のとは何も同じことゝ思ふべけれども。その中に是非なきにもあらず云々。にはかといふものあり。是は其窮乏の相をあらはす。役にはかといふものは。始りて三十年ばかりになるべし。近年はます〳〵熾に行はる。小家など持たるものも。公然としてこれをなし。恬として恥をしらず。多は裸身またははだをぬぎ。頭面手足或は全身に。丹墨藍粉などをわざと拙く塗りくまどり。種々醜怪の狀を扮し。白晝に大道上を寛歩す。今宮祇園御靈の祭などには。彼輩幾群ともなく。しかも大形その近邊の者にてぞ有ける。聲をかけて所望といへば立止り。或は無根の戯語をいふ。或は得もいはれぬ身のはたらきをなしてゆく。冷眼にてこれをみれば。そのまゝなる乞食といふべし云々。(孔雀樓は清田君錦が號なり。此筆記明和戊子冬と記せり。それより三十年前は元文四年なり)と云り。かゝれば一目千軒にいふ所即俄と名付て。一種の戯事となれるが始とみえたり。江戸の吉原町のにはかも同じ頃にや。享保十九年甲寅八月。九郎助稻荷正一位大明神と官階ありて。其祭禮に起れり。それ故近ごろ迄の俄の内は大門口に葉付の竹二本左右に立。しめ繩を引はへてありしが。今はさる事もなしとぞ(これは俄とはいへど。祇園神輿洗のねり物をもかれたるものなり)。座敷茶番といふものも。此俄に似たるものなり。江戸にて芝居の役者共顔みせの頃。樂屋にて茶番。餅番。酒番などゝて。その番にあたりたる者より饗する事あり。色色たはれたる趣向を盡すなり。茶番の名は是より起り。安永二年茶番狂言を書たる。當世作の種といふ小本あり。茶番と云は其頃よりの名なるべし。何の番の當るなど古き詞なり。高館の草子に。辨慶かれてこんどはそれがしがばんにあたりて候と申もあへず云々。」と見えたるがごとし。

【口上茶番】是は一人にて數種の物品を携へて塲に出で。其の品の性質名稱等に據りて滑稽なる口上を述ぶるなり。例へば。文政四年版東里山人の著せる仕形ばなし工風智慧輪に云く。萬歲の頓智。道具立。本二冊。箸二膳。扇一本。煙管煙草入。手拭一すじ。初春の朝。松竹と共に門に立ちしは。一歲を壽く萬歲(本一冊を開きて頭にのせ。一冊を開かず胸に當て。箸を中啓に擬して手に持つ)。才藏(手拭を風呂敷に擬して肩に脊負ひ。扇を半開にし。之に煙草入を隅違に折りて三角となし。之をのせて烏帽子と見せ。煙管を刀に擬す)を引つれて。德は堪忍。五萬歲と謡ふ。主聞て。これは〳〵珍らしい萬歲どの。招かずして來るとは。何でも目出たい吉相ならん。座敷へ通つて一つ祝ふて下されと云へば。萬歲も心得顔にて。ずつと上る。主人も初春の事なれば。上下で(二つの本を開きて兩の肩にのせ。手拭を袴に擬し。煙管を刀にし。扇を携ふ)壽き囃すを聞くに。拍子とる鼓が無きゆゑ。大きに不興顔にて。萬歲の素語りは始めて聞きしと笑ひけるに。萬歲も拔からず。私儀は參河國勝々山の麓なる狸太夫と申す萬歲でムると云へば。主人ぐつと承知して。おつと跡は云ふまい。諸事腹にある〳〵。」などゝ云ふ類なり。

チヤワム

茶碗。又茶盞と云ふ。茶を飲む器なり。抹茶の茶碗は大なるが。煎茶の茶碗は支那風に眞似て。漸く小なるを用ふ。後世茶碗に用ふる以外の陶器をも呼ぶ樣になり。咖啡茶碗。嗽ひ茶碗。湯呑茶碗などの名目もあり。三谷宗鎭和漢茶誌の内に云く。【茶盞】陸羽茶經。顧元慶茶譜。蔡襄茶錄。全書中。各以二盞字一。玉川子。雖レ有二七碗語一。(碗與椀同)。無二茶碗連合之字一。皆茶盞。茶盃耳。居家必備。多作レ盃。本國呼二其器一曰二茶碗一。古來。名物多亡。(信長公の茶盌靑磁也。本能寺に於て失す。引拙茶盌。靑磁。珠光茶碗。靑磁。同時に失す)。後世好レ事者。有下用二其品形一不レ任二於茶碗一者上然俗以珍焉。又曰盌字冠レ茶。曰二茶盌一者見二全書一。按茶經。越州製上。岳州。壽州。洪州。次。邢州亦上。若二邢州瓷一類レ銀。越州。類レ玉。邢州。不レ如レ越。一也。若二邢瓷一類レ雪。則越瓷類レ氷。邢。不レ如レ越二也。邢瓷白而茶色丹。越瓷靑而茶色綠。邢不レ如レ越。三也。以爲建安之陶寶文。紫黑而茶色靑白也。實極品之古玩也。

チヤワ

【天目は】は茶碗の一種類の名なり。宋の時。建安の天目山の土を以て燒きたるものなり。灰かつぎ天目。黃天目。建盞天目。白天目等の名あり。宗鎮が和漢茶誌に云く。建盞之屬也。建安天目山造レ之。和漢同レ字。古來倘レ之。其形大小。及色有二少異同一。本建安之盞也。建盞與二天目一。有二異同之說一。難二以別一。今總稱二天目一。謂二之建盞一者。其中極品也。謂二之天目一者。總名也。有下如二兎毫一之紋上。按。蔡襄茶錄曰。出二於諸山一者。或色黃白。而盞中之茶色不レ勝。惟以二寶文一倘レ之矣。如レ此則建盞者。極品第一也。蓋建盞天目。皆建安之製也。今呼レ之七品者。亦其屬也。本國。自二珠光一以降。有二七品名物一。各建安之盞也。以二其品色一呼爲二七名一とあり。此の窯に似せて燒きたる磁器を總て天目と云ふにて。其の形も原品に似する以上は自から一定の形あるなり。

井戸形井戸脇共

熊川形

刷毛形

三島形

呉器形

堅手形

とゝや柿のへた形

伊羅保形

チヤワ

御所丸形

金海形

青磁形

御本。立鶴形

古染付形

安南染付形

天目形　ふくりんあり

馬たらひ形　黒楽にあり

鹽笥形

玳玻盞天目

高麗割高臺

【茶碗の形】抹茶茶碗の形種々あり。

【三島暦手】は高麗の產なり。畧して三島とのみ云ふ。古三島は上品なり。或彌中に禮賓の字あるを以て。禮賓手と云ふ。又檜垣の紋あるを。檜垣三島と云ふ。花紋あるものを。花三島と云ふ。又其うは藥青瓷にして。其上に刷毛を以て白藥を塗たるものを。刷毛目三島と云ふ。又朝鮮三島と云ふものあり。就中茶家の好む所のものは古三島なり（トウザムヤキ參看）。

【熊川(コマガイ)】は高麗の產なり。其色鷄卵殼の如にして。高さ三寸より三寸五分に至る。徑四寸より四寸五分の間を尙ふ。厚からず薄からずして燿乳の最濃なるをよしとするなり。又形ちの平なるを平熊川と云ふ。又鬼熊川と呼ふは形低く重厚にして。其燿乳濃からす。底の輪郭或大に土又美ならす。品形とも粗なり。かみの二品に比すれは尤劣れり。然れとも其中に勝れたるものあり。鬼の字を冠するものは。其形剛堅にして製作の粗なる故なり。

【堅手】は高麗の產なり。品形同一ならす。土質のかたきものゆへなり。其うち長崎堅手を上とす。又金海堅手を下とす。又土質の柔きを堅手のやわらか手と云ふ。又御所丸と呼ふ物は。堅手の內一種其形香爐に似たるもの也。

【吳器】は高麗の產なり。いにしへ京都大德寺より出るものを大德寺五器と云ふ。紅葉五器と其形ち同し紅色なるゆへに。紅葉五器と云ふ。この二品はいにしへより今に至り人々これを尙ふ。此の外游擊。錐。番匠。尼等の四品は皆次なり。品形一ならず優劣甚多し。五器と總稱するは。其形ち飯盛の器の如くなるを以てこれを呼ふなり。

【井戶】は高麗の產なり。其土質何れも同一なる物なり。又井戶脇と稱するは。其形ち井戶樣にして。土質うは藥とも柔かにして。少しく異なる所あるものを云ふ。

【古雲鶴】は南蠻出來のものなり。雲。鶴の畫彫もやうあり。これにも新古あり。又無地雲鶴と云ひて。畫なくして靑色の濃厚なる物あり。茶家これを尙ふ。

【伊羅保】は高麗の產なり。形ちは平形なるものなり。彌中にかされ燒の置跡の目あり。其中に黃伊羅保。又くぎほりの二種あり。又本邦寬永。正保。慶長の頃。對州人にて。中庭茂三。船橋玄悅。小田道喜。外七人朝鮮に渡りて燒出せしものあり。茂三いらぼ。玄悅いらぼと呼ふ。殊に玄悅が作りしものは。くぎほりの手あり。この外黃伊羅保には。京都五條坂。出雲燒等にて寫せしもの多々あるなり（鑑別六ッケ敷物なり）。

【御本燒(ゴホン)】は本邦寬永の頃松平備前守正信。又小堀遠江守政一等。朝鮮へ手本を渡し注文にて製作せしものなり。又畫御本と云ふは。畫家探幽。常信等に下畫をかゝせ。彼地へ注文せしなり。これらは茶家尤尙ふなり。

【靑磁】は支那の產なり。其種類多きものなり。きぬた手と呼ふものは。品質よき者なり。又靑磁の絕品なるを秘色と稱へ。その色は雨後の靑天の如きを佳品とす。又種類を別れは即天龍寺。七官。珠光手。人形手。ししほ手。飛靑磁。南京靑磁等なり。又高麗產の靑磁もあれともこれは磁器に非らす。泥器に屬すみるへきものなし。

【染付磁器】は支那の產なり。古染付。永樂年（明の太宗に始り）。其種類は。宣德（我朝應永年に當る）。雲屋臺。雲堂。雲草。これらは畫やうを以て呼ふ也。しぼり手。虫喰手。成化年製（我朝義政時代）。芙蓉手。網の手。風鈴の手。これらは中渡と稱す。嘉靖（我朝大永より永祿に至る）。萬曆（我朝天正元年より元和五年に至る）。天啓（以上明時代）。康熙（淸聖祖）。乾隆。嘉慶。道光。同治（以上淸）。右いつれも年號をかきしるしあるもあり。赤繪ものは天啓。乾隆に多くみゆるなり。又吳洲染付。安南染付と云ふものは至て下品なるものなり。

【ト、ヤ】は呂宋の產なり。柿のへたと云ふを上品とす平。形なる物多し。素燒なるもの也。靑みあるを靑ト、ヤと云ふ又かはらけト、ヤと云ふもあるなり。

【樂燒茶碗】長次郞作七種。大黑（徑三寸五分。高二寸六分）。利休所持少菴傳宗旦へ。今は鴻池にあるよし。」鉢開（徑三寸八分。高二寸九分）。利休秘藏なりしが後細川家にて燒失。」東陽坊（徑四寸。高三寸七分）。眞如堂の東陽坊へ利休より遣す。依て銘となる。今は鴻池にあり。」木守（赤。徑四寸。高二寸五分）。千宗守の所持なりしに。燒失すと云ふ。」早船（赤。徑三寸八分。高三寸）。京大文字屋半右衞門所持なりしも。後に大阪へ賣却になりしと也。」臨濟（赤。徑三寸九分。高二寸六分）。利休より織田有樂公へ渡り。今織田家にあり。」檢校（赤。徑四寸四分。高二寸四分）。利休所持なりしを。後に藤村庸軒へ渡り。又京井筒屋十右衞門所持となる。」又道入（のんこう作）七種茶盌の名。獅子黑（徑四寸。高二寸七分）。畫は白藥。土見千恕齋銘。近牛所持。」升黑（徑四方共三寸八分つゝ。高二寸五分）。千覺々齋銘。繰屋所持。」千鳥黑（三角徑三寸九分つゝ。高二寸四分）。千恕齋銘。千種屋宗十郞所持。」稻妻黑（徑三寸九分。高二寸七分）。江岑銘不審菴所持。朱藥多く。いな光りの風情あり依て銘となる。」鳳林（赤土見砂藥。徑四寸。高二寸五分）。江岑箱書付宗旦より。金閣寺鳳林和尙へ贈られたる品なり。後に大阪岩井屋へ行今は松平家（雲州公）にあり。」若山（赤土見。徑四寸。高二寸五分）。恕齋銘。同人より鴻池へ送る。」鵺（赤。徑三寸九分。高二寸九分）。覺々齋銘久田所持。黑雲の如き火替りあり因ての銘なり。」右の外宗旦銘七種の茶碗あれとも畧しぬ。

【天目臺】臺は唐製の天目ならては用ひす。昔は七ッ臺と云ひて。世にきこえある名物の臺あり。此七ッ臺は。京都東山建仁寺の寺中に禪居菴と云ふ菴室あり。其菴の什物に天目の臺十箇ありしに。其內三ヶは何としてか失却して。七ッ殘て有し

を。去比能阿彌見出。天下の名物に成しせり。黒塗の臺に黄覆を臺のはの通の中に五葉の盃を朱にて書付あり。この臺を七ッ臺共。又數の臺とも云ひしなり。數と云も七ッを指しての事なり。又一說に。京都逆亂の時分濃州うるま寺へ禪居菴より預ヶ置事ありしゆゑに。うるま臺とも申傳ふるなり。尼ヶ崎臺と云ひて。數の臺の次に世に賞翫する臺あり。この臺はいにしへ攝州尼ヶ崎へ唐船の來りし時。天目の臺十箇渡るよし。よつてこの臺を尼崎臺と云ふなり。この外名器蜈蚣臺。菱花臺。紅花綠葉臺。堆朱臺。ぐりの臺等あり。

チユウガクカウ 中學校は。男子に須要なる中等教育を施す所にして。北海道及府縣に於ては土地の狀況に應し。一箇以上の中學校を設置すべきものとし。郡市區町村又は町村學校組合は。土地の情況に依り須要にして。其區域內小學教育の施設上妨なき場合に限り。中學校を設置することを得。又私人は中學校令の規程に依り。中學校を設置することを得。修業年限は五箇年にして。別に一箇年以內の補習科を置くことを得。又其第四年級以上に於て。本科の外實科を設くることを得。且地方の必要に從ひ專ら實業に就かんとする者に適切なる教育を施す。爲に第一年級より實科を授け。之を實科中學校と稱することを得る規定なり。元尋常中學と稱せしが。明治二十七年六月勅令第七十五號にて高等學校令公布され。高等中學校は單に高等學校と稱することになり。同時に尋常中學校は單に中學校と稱するに至れり。明治三十二年二月勅令第二十八號を以て改正を公布さる。同年同省第三號を以て中學校編制及設備規則を定めらる。公私の中學校は三十二年には全國千四百三十二校あり。

チユウグウ 中宮。(クワウゴウ。ヂヨクワム。ナカツカサシヤウを見よ)

チユウグウシキ 中宮職。(ナカツカサシヤウを見よ)

チユウゲム 中間は。奔走使役に供する下輩のものなり。四季草云。中間といふは。昔は侍。中間。小者と次第して。侍と小者との間なるゆゑ中間といひたるなり。中間昔よりあり。古今著聞集卷十七(變化之部)に。主殿頭光任朝臣(中略)。父朝臣がもとにて召仕ひたる中間次郎法師麿(麿普通本には也とあり)云々。源平盛衰記卷十三(熊野新宮軍の條)に。黒丸といふ御中間とあり。是は高倉宮の中間をいふ。同二十二の卷(衣笠合戰の條)に。雜色二人に馬の口ひかせ。中間六人に左右の腰おさせ云々。同四十五の卷(內大臣被レ斬の條)に。地藏冠者といふ中間と。力法師といふ力者と云々。東鑑卷五十(弘長三年八月九日の條)に。來十月三日將軍御上洛によりて。諸奉行を定る中に。恪勤侍。小野寺左近大夫入道光蓮。御中間信濃判官時清。御力者佐渡大夫判官基隆とあり。是は中間の奉行をいふなり。太平記十七の卷(堀口貞滿奏請の條)に。皇居近くなりければ。貞滿馬より下り。冑を脫て中間にもたせ云々。下學集に健兒所(中間之居所也)。また宗五記に云。公方樣には御中間とてはなく候。又云。武家には雜色と申は中間より下り。馬屋の者よりあがり也。公家には中間を雜色と被仰候。又公方樣の御雜色と申は。又別にて候云々。武雜書札篇に。天文二年七月六日の首注文を記したるに。中間彥六とありて苗氏なし。其外侍には皆苗氏を書たり。昔も中間には苗氏を名のらせざりしと見ゆ。大的體拜記に。矢取の中間直垂を着すべき由見えたり。今世の中間よりは品よろしき者なり」といへり。中間の事。上卷大目付の條及小者の條にも見えたれば。併せ看るべし。

チユウゲム 中元は。七月十五日を云ふ。如蘭社話に小中村清矩の考を載て云く。三元の事は。原西土の道家の說より起れり。唐六典四。祠部郎中の職掌を云へる中。道士の齋に七名有る事を載て。其四曰三元齋とある注に。正月十五日天官爲二上元一。七月十五日地官爲二中元一。十月十五日水官爲二下元一。皆法身自懺二愆罪一焉。また下文の注に。又稱レ道者。有二三元九府百二十官一。一切神祇。咸所二統攝一なとみゆ(岡本保孝云。稱道以下。後魏書釋老志文。六典注これによる。後魏書は北齊の魏收のかけるなり。但し三元府に作り。九字なし)。淸の顧祿が淸嘉錄一。三官素の條に云。蓋三元之名。已見二魏書舊唐書一。然不レ言二三官主月一。攷二邱悅三國典畧一。載張角爲二太平道一。張修爲二五斗米道一。使三人爲二奸令祭酒一。主以二老子五千文一使二都習一。號二奸令請禱之法一。書二病人姓名一。說二服罪之意一。作二三通一。其一上二之天一著二山上一。其一埋二之地一。其一沈二之水一。謂二之三官手書一。使三病者家出二米五斗一以爲レ常。故號二五斗米師一。詳二後漢劉焉傳注一。傳以二張修一爲二張陵之子一。かゝれは古く三元の號有るに據て。張陵の輩。三官の說を作爲せし物なるへし(保孝云。魏書は釋老志にあり。舊唐書なるは傳仁均の傳ならん。若し然らば。これは三元甲子の事にて大に別義なり。おのれ舊唐書を點檢して極言すへし)。その細說は。潛確類書に。正月上元。七月中元。十月下元。爲二天慶月一。長齋誦二度人妙經一。福及二上世一。身得二神仙一。また事林廣記丁集に。聖眞降會章云。三元齋日。正月十五日上元。九炁天官。主錄百司上詣二天闕一。進二呈世人罪福一之日。大宜二祟レ福謝一レ過。七月十五日中元。七炁地官。主錄百司上詣二天闕一。進二呈罪福一之日云云。又云。地官檢二校人間一。分二別善惡一。十月十五日下元。五炁水

官。主錄百司上諸二天闕一。進二呈世人罪福一之日云々。これにて其大方の趣を知るへし。太平御覽三十二にも。道經の說とて右に似たる文を載たり。同書六百六十七。道部齋戒の下にも。三元品經を引て。學レ道之本。當下先修二中元齋戒之法一贖レ罪。謝中過於太眞上。則書二名玄圖一。とあるを合せ考れば。前に道經といふも。此三元品經の類なるべし。四庫全書總目なる道家類の存目にも。三元參贊延壽書五卷といふ書目を載たれば。道藏を探索せば正き起原をも知り得べし。西土に於て。正月十五日の上元に。花燈を張る事は。宋の洪邁が容齋三筆一に。上元張レ燈太平御覽所レ載。史記樂書日。漢家祀二太乙一。以二昏時一祠到レ明。今人正月望日。夜遊觀レ燈。是其遺事。而史記無二此文一。(保孝云。御覽は卷三十也。今人云々十四字は初學記の文也。さては今人は唐人也。さるを御覽に其儘に出したり。さては宋代の事になるいかゞ。又再び洪氏此文を蹈襲したるは。いよ〳〵いかゞ也)。唐韋述西京雜記日。正月十五夜。勅二金吾一弛レ禁。前後各一日。以看レ燈。本朝京師增爲二五夜一。(本朝以下は洪邁の文なり)。又事文類聚曰。上元燃レ燈或云以下漢祠二太乙一。自レ昏至レ晝故事上。梁簡文帝有二列燈一。陳後主有下光璧殿遙詠二山燈一詩上。唐明皇先天中。東都設レ燈。文宗開成中。以レ燈迎二太后一。則是唐以前歲不二常設一。太宗時三元不レ禁レ夜。上元御二乾元門一。中元下元御二東華門一。而上元游觀獨盛。これらの趣を考れは。漢世よりして。道家に上元の日太乙を祠りしにや。また中元下元にも燈を弄びし事を知るへし。唐の明皇の時に盛なりし事は。開元遺事に。上在二東都一。遇二正月望夜一。移二杖上陽宮一。大陳二燈影一設二庭燎一。自二禁中一至二於殿庭一。皆設二蠟炬一。連屬不レ絕。時有二方都匠毛順一。巧思結二創繒綵一爲レ燈。樓二十間。高一百五十尺。懸二珠玉金銀一。微風一至。鏘然成レ韵云々と見ゆ(保孝云。容齋三筆に。太平興國五年十月下元。京城始張レ燈。如二上元之夕一至二淳化元年六月一。始罷二中元下元張燈一。五雜俎二。宋初中元下元皆張レ燈。如二上元之例一。至二淳化間一始罷レ之)とあり。

チユウダム 中段。(コヨミ。テムゲム。キウセイ。ウケを見よ)

チユウバコ 重箱は。凡そ三百年前より用ひ來れる家什なり。骨董集云。或書に重箱は慶長年中。重ある食籠にもとづきて始て製造す」といへるはうけがたし。今按ろに重箱は衝重の遺製なるべし。衝重の制うつりて緣高となり。緣高の足をとりて重るを重箱といふなるべし。古重箱に肴物を組入松の折枝などかざれるもの。衝重に肴物を組入る飾を客せるものとおぼゆ。衝重も終にはかされおけるからついかされの號あるならん。 但食籠の號は重箱より少しふるかるべし(古制の食籠はいかなる物ぞ籠にあみたるもの歟)。下學集(文安)に。衝重。緣高。食籠の名を出して重箱を出さず。尺素往來(文明)に。食籠見えて重箱の名見えざればしかおもへり。右の或書に。 重箱は慶長年中始てつくりしといへるなうけがたきゆゑは。既に文龜本の。饅頭屋節用に。重箱の名目見えたればなり。 なほふるくは能の狂言の菊の花といふに。時にこしもとが先盃を持て出ました。なんでも一ッたべふと存じてゐましたれば。そつとわきへもつていきました。又其次に結構なまき繪の重箱に色々の肴を入て持て出ました云々」といふとあり。 又鈍根草といふ狂言に。宿坊から重の內が參りました」と云ふことあり。 さて寛永の比より元祿の比までの古畫或は印本の繪などを參考するに。酒宴に肴を盛る器はすべて重箱也。松給草花などのかひしきをして盛たり。食籠。鉢などに盛たるはまれ〳〵あるのみ。」又嬉遊笑覽に。重箱は。狂言記菊の花などに見え。又林逸節用に載たり。 好古日錄に。重箱は慶長年中重ある食籠にもとづきて始めて製造す。されども其用ひたるやうは。折櫃と同じ。なりうづは檜のうす板を折曲て。筥に作る。形は四角六角さまざまなり。今はこれを折といふ。足利家の頃のものにも專ら折と書たれば。これも近世の稱呼にはあらず。折うづに肴物餅菓子何にても盛。檜の葉をかひ敷四すみに作り。花などを立て飾とす。蓋あり御前へは取て出す。 昔の畫をみるに。重箱も一重づゝ分ちて肴を盛り。草木の枝を四隅にさして飾れり。 元祿ころ迄は飲席にも是を用ひたり。其後今の硯蓋出來て酒の肴はこれと皿鉢とに盛ることとなり。 重箱は正月用ゐるのみなり(三月の重づめは。 ひな祭美麗になりてよりのことなれは。 昔よりの事にあらず)」など見えたり。

チユウワウキムコ 中央金庫。(コクコ。クワイケイ及びギンカウの條ニッポンギンカウの項を見よ)

チヨウエキ 懲役は。犯罪者の惡念を懲らしめむため。種々の工事に使役する刑名にて。古の徒刑と同じ。 明治六年發布の改定律例名例律五刑條例に。第一條 凡笞杖徒流の刑名を改め。一體に懲役に換へ。例に照し役に服す。懲役十日(原笞一十)。二十日(二十)。三十日(三十)。四十日(四十)。五十日(五十)。 六十日(原杖六十)。七十日(七十)。八十日(八十)。九十日(九十)。百日(一百)一年(原徒一年)。一年半(一年半)。二年(二年)。二年半(二年半)。三年(三年)。五年(原流一等)。七年(二等)。十年(三等)。」第二條 凡懲役十年の上に。 懲役終身の刑を設け。 其犯罪持兇器。强盜。監守。常人盜。謀故殺。放火。反獄僞造寶貨を除く外。罪死に該る者。一體に

寬宥して此刑に科す。」第三條　凡懲役は平民老少婦女。癩。盲。瘖疾者。及ひ無力不能贖者。監獄則に照し。分別して役に服す。其雇工錢を給與領置するの法も。亦獄則に從ふ。」第四條　凡懲役の年月日限は。刑名宣告の日より起算す。」第五條　凡笞杖打決を廢すと雖も。存留養親及ひ懲役人逃。即時決す可き等は。條例に照して竝に棒鎖に換ふ。棒鎖一日（原笞一十至五十）。二日（原杖六十至七十）。三日（八十至一百）。」第六條　凡所犯極て輕く罪懲役十日に及はさる者は。止た呵責して放免すと見え。同十三年頒行の刑法に。重懲役輕懲役の刑名あり。その第二節主刑處分。第二十二條に。懲役は内地の懲役場に入れ。定役に服す。但六十歳に滿る者は。第十九條の例に從ふ。重懲役は九年以上十一年以下。輕懲役は六年以上八年以下と爲す」と見えたり。右の第十九條といふは。徒刑の囚六十歳に滿る者は。通常の定役を免し。其體力相當の定役に服す」とある是なり（トケイ參看すべし）。

チヨウヂジヤウ　懲治場は。不良者を懲し。惡行をなさゞるの保護を爲す場所なり。明治五年の監獄則を以て。各地方監獄署中に設く。當時懲治監と名づく。同則第十條に云く。此監亦界を別ち。他監と往來せしめず。罪囚を遇する。他監に比すれば稍寬なるべし。二十歳以下懲役滿期に至り。惡心悛らざる者或は貧窶營生の計なく。再び惡意を挾むの嫌あるものは。獄司之を懇諭して長く此監に留めて。營生の業を勉勵せしむ。二十歳以上と雖も。逆意殺心を挾む者は。獄司より裁判官に告げ。尙此監に留む。平民其子弟の不良を憂ふる者あり。此監に入れんことを請ふものは之を聽す云々。是懲治場の始なり。十九年十一月。懲治人にして獄則を謹守し。改悛の狀ある者は假に出場せしむる規則を定む。二十二年七月の監獄則には。監獄を分て六種とし。第六に懲治場は不論罪に係る幼者瘖瘂者を懲治する所とすとあり。明治三十三年三月法律第三十七號。感化法に。感化院には懲治場留置の言渡を受けたる幼者。裁判所の許可を經て。懲戒場に入る者を入院せしむることとせり。

チヨウハツ　徵發は。戰時又は演習に當て。必要なる物品。家屋。船舶。馬匹。勞役。食料等を人民より徵收するを云ふ。維新前は之を無代に徵收したるが。明治十五年八月第四十三號布告を以て。徵發令を定め。十五年十二月。太政官第二十六號布達を以て。徵發事務條例を定めたり。軍司令官の命に依り。徵發傳票を發して之を收用し。即時若くは後日代價を給す。敵國に於ける徵發も。大概代金を給するの例なり。而して行政廳は平常徵發物件表を製して。有事の日の準備を爲すものとす。十六年八月第三十一號布告を以て。徵發費用怠納者の處分方。竝に其の費用に關し出訴方を規定したり。

チヨウヘイレイ　徵兵令。神武天皇の中國を平定したまふに及ひて。道臣命。大久米命。可美眞手命等に命して。各禁軍を督し。宮門を衞護せしめたまへり。爾後歷朝皆兵備の完實なりしは。史に明かなり。然れども其兵を徵集せし制令等は如何なりしか。今得て之を考ふへからす。天武天皇の朝。諸國に詔して陣法を習はしめ。馬ある者は騎兵となし。馬なき者は歩兵となし。皆精練して徵發に應せしめたり。是本邦徵兵の嚆矢と謂ふへし。尋て大寶年間。兵部省を置き。天下の兵政を總掌せしむ。徵兵の法は。諸國人民男子たる者。二十歳以上を正丁となし。以て六十歳に至る。每年六月三十日以前に。京官國司。各其所部人民の家口年紀等を檢し。帳を造りて。八月三十日以前に太政官に上申す。而して三丁に一丁を取るを以て準とし。一國の丁を通算して。其三分の一を取るなり。其徵發を免るへき者は。皇親。三位已上の父祖兄弟子孫。五位已上の父子。八位以上の嫡子。内外初位已上の官人。舍人。史生。伴部。使部。兵衞。近衞。仕丁。帳内。資人。事力。驛長。烽長。勳位八等以上。雜戸。品部。郡の主政。主帳。牧の長帳。驛子。烽子。牧子。國博士。醫師。諸學生。貢人得第せる者。里長。侍丁及ひ六十六以上の老人。癈疾。篤疾の人。孝子。順孫。義夫。節婦。閭門に表する者。及ひ其同籍の人等なり。又兵士の差科は。白丁の差役に齊しく。富强を先にし。貧弱を後にし。多丁を先にして。少丁を後にし。順次之を發遣し。而して概ね三年を限りて交替せしむるなり。大寶制定の徵兵法は。大略此の如くなりしか。光仁桓武の朝。疆場漸く多事となり。諸國兵士の尫弱にして。用に當らざる者多きを以て。勅して諸國の兵丁を徵發するを停廢し。人民の才。弓馬に堪ゆる者をして武藝を習ふて以て徵發に應せしむ。是れを兵農相分かるゝの始となす。降て延喜の後に及びて。兵政漸く弛廢し。徵發に應すへき兵丁の數。大に減せり。三善淸行の封事に言ふ所。以て之を徵すへし。天慶。天曆の後に至ては。專ら源平二氏を以て宿衞の職となす。是に於て諸國の兵士。各隸屬する所ありて。兵農全く分れたり。爾來朝權漸く振はす。兵權下に移り。遂に鎌倉の霸政となれり。是より後。數百年間。兵政は朝廷に關せす。都て武將たる者之を專斷し。以て慶應の末年に及べり。明治の初。王政古に復し。二年兵部省を置きしか。幾ほどもなく革めて陸軍。海軍の二省となし。五年更に徵兵令を制定せらるゝに至れり。爰に其詔書及ひ告諭を擧く。」朕惟るに古昔郡縣の制。全國の丁壯を募り。軍團を設け。以て國家を保護す。固より

兵農の分なし。中世以降兵權武門に歸し。兵農始て分れ。遂に封建の治を成す。戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり。此際に當り海陸兵制も亦時に從ひ宜を制せさるへからす。今本邦古昔の制に基き。海外各國の式を斟酌し。全國募兵の法を設け。國家保護の基を立んと欲す。汝百官有司厚く朕か意を體し。普く之を全國に告諭せよ。明治五年壬申十一月二十八日。」「徴兵告諭」。我朝上古の制海內擧て兵ならさるはなし。有事の日天子之か元帥となり。丁壯兵役に堪る者を募り。以て不服を征す。役を解き家に歸れは農たり。工たり。又商賈たり。固より後世の雙刀を帶ひ武士と稱し。抗顏坐食し。甚しきに至ては人を殺し。官其罪を問はさる者の如きに非す。抑神武天皇珍彦を以て葛城の國造となせしより。爾後軍團を設け。衛士防人の制を定め。神龜天平の際に至り六府二鎭の設始て備る。保元。平治以後朝綱頽弛兵權終に武門の手に墜ち。國は封建の勢を爲し。人は兵農の別を爲す。降て後世に至り。名分全く泯沒し。其弊勝て言ふ可らす。然るに大政維新列藩版圖を奉還し。辛未の歳に及ひ。遠く郡縣の古に復す。世襲坐食の士は其祿を減し。刀劍を脫するを許し。四民漸く自由の權を得せしめんとす。是れ上下を平均し。人權を齊一にする道にして。則ち兵農を合一にする基なり。是に於て士は從前の士に非す。民は從前の民にあらす。均く皇國一般の民にして。國に報するの道も固より其別なかるへし。凡天地の間一事一物として稅あらさるはなし。以て國用に充つ。然らは則ち人たるもの固より心力を盡し國に報せさるへからす。西人之を稱して血稅と云ふ。其生血を以て國に報するの謂なり。且つ國家に災害あれは人々其災害の一分を受さるを得す。是故に人々心力を盡し。國家の災害を防くは則ち自己の災害を防くの基たるを知るへし。苟も國あれは則ち兵備あり。兵備あれは則ち人々其役に就かさるを得す。是に由て之を觀れは民兵の法たる。固より天然の理にして偶然作意の法に非。然而して其制の如きは古今を斟酌し。時と宜を制せさるへからす。西洋諸國數百年來研究實踐以て兵制を定む故を以て其法極めて精密なり。然れとも政體地理の異なる悉く之を用ふ可らす。故に今其長する所を取り。古昔の軍制を補ひ海陸二軍を備へ。全國四民男兒廿歳に至る者は。盡く兵籍に編入し。以て綏急の用に備ふへし。鄕長里正厚く此御趣意を奉し。徴兵令に依り。民庶を說諭し。國家保護の大本を知らしむへきもの也。明治五年壬申十一月二十八日。太政官。」「徴兵令」。緒言。兵を徴するの方法は國家の大典忽にすへからさる者にして。又之を實踐に行ふの難き固より言を俟たす。其法たる古今其制を異にし。各國其趣きを同ふせすと雖。要するに一に民兵に因らさる者なし。所謂民兵に二種あり。曰く壯兵。曰く賦兵是なり。賦兵なる者は全國の丁壯をして兵役を帶はしめ。陸軍の兵員を充たし。其內沿海の住民舟楫波濤に慣れし者を以て海軍の兵員に充つ。而壯兵は自兵役を望み。出てし者にして。服役數年を帶ひ普く武技に熟練し。一團精兵となり頗其便益を得る者なり。然れとも後日に至り或は弊害を生する無き能はす。是故に壯兵の法を廢し賦兵一般の制度を建てんと欲す。竊に各國賦兵制を考ふるに。大率服役八年乃至二十年を以て程度とす。今國朝實に始めて賦兵の大典を起さんとするに方り。兵役の久き。恐らくは人民生活の業を妨害し。且當今の國力に於ても關係無しと謂ふへからす。是に於て斟酌其宜きを採り。折衷其要を拔き。現今實際に行ふの法を定め。題して徴兵令と云ふ。とあり。此の時血稅の文字ありしを以て。無智の民。徴兵に應ずるは生血を絞らるゝものと誤解し。百方之を忌避せし者あり。笑ふへしと云ふへし。翌六年一月徴兵令を發布す。略に曰く。全國の壯丁を點して悉く兵となし。陸軍を大別して。常備。後備。國民の三とし。常備は全國の男子滿二十歲なるを壯丁とし。其の身體强健。身長五尺一寸以上なるを抽籤に依て召募し。服役を三年とす。其の當籤せざる者は。之を豫備とし。兵士鈌乏ある時。之を徴して補充す。其の强壯にして技藝に熟し。行狀正しき者は。近衞兵とす。士官の望あるものは。教導隊に入れ。上下士官に拔擢す。技藝に熟し才氣あるものは。下士官に任ず。下士官は更に七ヶ年の役を帶はしめ。後備兵籍を除す。後備軍の上下士官に任ず。太平閑暇の時は。兵卒服役二ヶ年にして技藝熟達の者に限り。歸休を許すことあるべし。」第一後備軍は二ヶ年の役を帶ぶ戰時直ちに召集す。每年召集して技を習はしむ。」第二後備軍は二ヶ年の役を帶ぶ。全國大學の時召集す。召集復習を行はず。」國民軍は全國大學の時。均く隊伍に編す。十七歲より四十歲までの男子之に編す。」免役料を(二百七十圓)出す者は常備。後備とも免す。」免役は身丈五尺一寸未滿の者。病軀不具の者。官省府縣に奉職(等外吏も)の者。海陸軍生徒となり兵學寮にある者。文部。工部。開拓其他の公塾に學びたる專門生徒。及び洋行修業の者。並に醫術。馬醫術を學ふ者にして。教官の證書及科目の免許書ある者。一家の主人。嗣子並に承祖の孫。獨子。獨孫。徒以上の罪科ある者。父兄存在するも。病氣若くは事故ありて。父兄に代り家を治むる者。養子。但約束のみにて未だ實家にある者は除く。徴兵在役中の兄弟たる者皆免役す。」補充籤を抽さし者は補充兵として一ヶ年間命を待たしむ。一年を經れば落籤者と同じく除籍とす。云々とあり。【徴兵令改正】明治八年十一月第

百六十二號布告を以て。前きに陸軍省布く所の徵兵令を改正す。」十二年十月第四十六號布告を以て前令を改正す。」十六年十二月第百四十六號布告を以て前令を改正す。」二十二年一月法律第一號を以て前令を改正す。云く。第一章　總則。」第一條　日本帝國臣民にして滿十七歳より滿四十歳迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす。」第二條　兵役は分て常備兵役後備兵役及國民兵役とす。」第三條　常備兵役は分て現役及豫備役とす。」現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして滿二十歳に至りたる者之に服し豫備役は陸軍は四箇年海軍は三箇年にして現役を終りたる者之に服す。」第四條　後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す。」第五條　國民兵役は滿十七歳より滿四十歳迄の者にして常備兵役に在らざる者之に服す。」第六條　各兵役の期限既に滿ると雖も戰時或は事變に際するとき若くは臨時に演習或は觀兵の擧あるとき若くは航海中或は外國駐劄中は其の期を延すことある可し。」第七條　重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず。」第二章　服役。」第八條　陸軍現役兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に從ひ步兵。騎兵。砲兵。工兵。輜重兵。職工。雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ。」海軍現役兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に從ひ水兵。火夫。職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ但海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限に在らず。」警備隊を置きたる島嶼の壯丁は總て之を警備隊に充て其地に於て服役せしむ但在營期限は一箇年以內とす。」第九條　雜卒の現役期限は其職務に因り之を短縮することある可し但常備兵役の全期は之を減することなし。」第十條　二十歳に至らずと雖も滿十七歳以上の者は志願に因り現役に服することを得。」第十一條　滿十七歳以上滿二十六歳（二十六年三月法律第四號を以て二十六歳を二十八歳と改む以下同じ）以下にして。官立學校（帝國大學撰科及小學科を除く）。府縣立師範學校中學校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くは文部大臣の認可を經たる學則に依り法律學。政治學。理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若くは陸軍試驗委員の試驗に及第し服役中食料被服裝具等の費用を自辨する者は志願に由り一箇年間陸軍現役に服することを得但費用の全額を自辨し能はざるの證ある者には其幾部を官給することある可し。」前項の一年志願兵は特別の教育を授け現役滿期の後二箇年間豫備役に五箇年間後備役に服せしむ。」滿十七歳以上二十六歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業者は六箇月間陸軍現役に服することを得其服役中の費用は當該學校より之を辨償するものとす。」前項志願兵にして現役を終りたる者は七箇年間豫備役に服し三箇年間後備役に服す。」第十二條　禁錮の刑に處せられ若くは賭博犯に由り懲罰に處せられたる者は一年志願兵たることを許さず。」第十三條　現役中殊に勤務に熟し品行方正なる者は歸休を命ずることある可し。」第十四條　豫備兵は戰時若くは事變に際し之を召集す平常に在ては毎年一度六十日以內勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閲點呼を爲す。」第十五條　後備兵は戰時若くは事變に際し豫備兵に次て之を召集す平常に在て勤務演習及簡閲點呼を爲すこと豫備兵に同じ。」第十六條　國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集す。」第三章　免役延期及猶豫。」第十七條　兵役を免するは癈疾又は不具等にして徵兵檢査規則に照し兵役に堪へざる者に限る。」第十八條　左に揭ぐる者は徵集を延期す次年に於て仍徵集に適せざる者は國民兵役に服せしむ。」第一　體格完全且强壯なるも身幹未だ定尺に滿たざる者。」第二　疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者。」第十九條　公權の剝奪若くは停止を附加す可き重輕罪の爲め訊問若くは拘留中の者は徵集を延期す。」第二十條　徵集に應ずるときは其家族自活し能はざるの確證ある者は本人の願に由り徵集を延期す其事故三箇年を過ぐるも仍ほ止まざる者は國民兵役に服せしむ但分家又は絕家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を作爲したる者は其願を許可せず。」第二十一條　第十一條に揭ぐる學校に在校の者は本人の願に由り滿二十六歳迄徵集を猶豫す其事故滿二十六歳迄に止み又は二十六歳を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す但第十一條に依り一年志願兵を志願する者は此限に在らず。」學術修業の爲め外國に寄留する者は本人の願に由り滿二十六歳迄徵集を猶豫す二十六歳迄に歸朝し又は二十六歳を過ぎ歸朝する者は抽籤の法に依らずして之を徵集す但陸軍試驗委員の試驗に及第したる者は一年志願兵を志願することを得。」第二十二條　餘人を以て代ふ可からざる職務を奉ずる官吏及市町村長。助役及收入役は豫備兵に在ると後備兵に在るとを問はず勤務演習簡閲點呼の爲め召集することなし。」法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同じ。」第四章　豫備徵員。」第二十三條　抽籤番號の順序に從ひ毎年所要の現役兵員に超過する壯丁は一箇年間（十二月一日より起算す）。豫備徵員とし戰時若くは事變に際し兵員を要するとき又は其年徵集の兵員缺くるとき之を徵集す。」第二十四條　豫備徵員にして其期限內に徵集せ

ざる者は國民兵役に服せしむ。」第五章　雜則。」第二十五條　每年一月より十二月迄に滿二十歲と爲る者は其年の一月一日より同月三十一日迄に書面を以て（戶主に非ざる者は其戶主より）。本籍の市町村長に屆出可し但二十歲未滿にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の屆出を爲すに及ばず。」第二十六條　徵集は本籍所在の徵募區に於てするを例とす他の徵募區に寄留する者は願に由り其區に於て徵集に應ずることを得。」第二十七條　疾病又は犯罪の爲め期限に際し入營し難き者は翌年之を徵集す。」第二十八條（兵役を免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐僞の所爲を用ひ又は逃亡若くは潛匿したる者又は正當の事故なく身體の檢査を受けさる者は抽籤の法に依らずして之れを徵集す。」第二十九條　現役年期の計算は總て其入營する年の十二月一日より起算し豫備役及後備役年期の計算は其轉役する年の十二月一日より起算す第六條に依り延期したる者も其起算法亦同じ但禁錮の刑に處せられ又は監視に付せられ又は逃亡若くは失踪したる者其刑期中及逃亡失踪中の日數は服役年期に算入せず。」第六章　罰則。（畧す）。第三十三條　本令は北海道に於て函館江差福山を除くの外及沖繩縣竝東京府管下小笠原島には當分之を施行せず。」第三十四條　本令中市町村長とあるは市制町村制を實施する迄の間戶長のこととす。」第三十五條　舊令第十一條に依り一箇年間陸軍現役に服したる者は本令第十一條に照し二箇年間豫備役に五箇年間後備役に服せしめ其豫備役二箇年を終りたる者は直ちに後備役に服せしめ通して七箇年とす。」第三十六條　舊令第十七條に依り徵集猶豫に屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ。」第三十七條　舊令第十八條第二項に依り徵集猶豫に屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ。」第三十八條　舊令第十八條第七項及第二十一條に依り徵集猶豫に屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まさるときは國民兵役に服せしむ。」第三十九條　舊令第十八條第三項の生徒にして第一豫備徵員となり仍ほ在校の者は該徵員たることを止め滿二十七歲迄徵集を猶豫し其事故二十七歲を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ。」第四十條　第三十六條第三十七條第三十八條及第三十九條に揭ぐる者其事故各其本條の期限內に止みたるときは抽籤の法に依り徵集す但一年志願兵を志願することを得。」第四十一條　舊令第十八條第三項若くは第十九條に依り徵集猶豫に屬し在校の者は其事故六箇年以內に止みたるとき又は六箇年（二十六年法律第一號にて八箇年と改む）を過ぐるも仍ほ止まざるときは抽籤の法に依り徵集す。但一年志願兵を志願するを得。」第四十二條　舊令第三十條に依り補充員と爲りたる者は之を豫備員と爲し一箇年間（明治二十一年十二月一日より起算す）に徵集せさる者は國民兵役に服せしむ。」第四十三條　舊令第三十一條に依り第一豫備徵員と爲り在校せざる者及舊令第三十二條に依り第二豫備徵員と爲りたる者は直に國民兵役に服せしむ補充員より第一豫備徵員と爲りたる者亦同し。」第四十四條　明治十二年第四十六號布告徵兵令に依り國民軍の外免役又は平時免役若くは徵集猶豫に屬したる者は直に國民兵役に服せしむ。」第四十五條　舊令第八條に依り海軍兵と爲りたる者の服役期限は同令第三條及第四條に依る。」第四十六條　第三十六條第三十七條第三十八條に揭ぐる徵集延期の者及第三十九條第四十一條に揭ぐる徵集猶豫の者其事故各其本條の　期限內に止みたるときは　三日以內に本籍の　市町村に屆出可し。」同二十二年九月法律第二十九號同二十六年三月法律第四號。　同二十八年三月法律第十五號本令の一部に改正を加へらる。　二十八年一月。勅令第十三號を以て。國民軍條例を定めたり。是に於て函館。江差。福山の外。　北海道全般及び沖繩縣。小笠原島には本令を施行せざりしが。明治二十八年八月勅令第百二十六號を以て。北海道渡島。後志。膽振。石狩の四箇國は。二十九年一月一日より。　徵兵令を施行すること。三十年七月勅令第二百五十七號を以て。天鹽。北見。日高。十勝。釧路。根室。千島の七箇國は三十一年一月一日より。徵兵令を施行することとし。同年七月勅令第二百五十八號を以て。沖繩縣。小笠原島は三十一年一月一日より施行す。

チヨウヤウ　重陽は。　九月九日の節を云ふ。類書纂要に。九爲㆓陽數㆒。九月與㆓九日㆒竝應。故曰㆓重陽㆒とあり。　歲時記にもこの說を述べて。又重九とも云ふ。國俗今日より褻衣を着。又今日栗子飯を食ひ。菊花酒をのむ。　又おほやけには菊花の宴あり。是を重陽の宴といふ。」公事根源に云。重陽宴。九月九日は。節日にて侍れは。　菊花の宴行はるゝ也。是を重陽の宴と申す。九月九日は月と日と九陽の數に叶ふかゆゑに。重陽とはいふ也。昔は天子南殿に出御なりて。節會行はる。上達部御子たちよりはじめて。其道のいみな探韵給はり。　文つくり文臺にすへてかうせらる。十月の旬のみにあらず。こと日も氷魚を給ふ例あり。又た群臣に菊酒を給はる。　大かたは五日の節會に同し。御帳の左右に。茱萸の囊をかけ御前に菊瓶をおく。　または茱萸の房を折て頭にさしはさめば。惡氣をさるといふ本文あり。むかし費長房といふ仙人。汝南の桓景にかたりていはく。九月九日なんぢが家に災有べし。　茱萸の囊

をぬいてひぢにかけ。山にのぼりて菊酒をのまば。この災きゆべしと申ければ。其日にいたりてやらへのとくせしかは。その身はつゝがなくして。家中の鷄犬羊ことごとく死たり。かやうのくのう侍るによてけふは菊酒をのむといひつたへたり」。此日菊を賞すること等のことは。菊の條に出す。併せ見るべし。

ヂヨガク　女樂。（ガクを見よ）

ヂヨガクカウ　女學校。古く女子の教育は普通寺小屋に於て。簡易の習字。讀書。算盤を授けしに止り。やゝ長じては。裁縫及び遊藝に限り。父兄子弟の嗜好のほかは。漢學。和學等高等なる學術は一般に修する途なかりし。維新後外國宣教師の來りて。布教の傍。橫濱に築地に女子教育を起す。邦人にありては故松本萬年が明治初年より。女生を教育せしは最も古き一なりしなるべし。旣にして明治七年三月女子師範學校の設立あり。初入學生は多く松本萬年の女塾より出でたり。以來各地に女子師範學校の設立を見るに至りしが。十八年八月師範學校へ合併し。師範學校女子部と稱するとなり。東京女子師範學校も師範學校女子部と稱す。二十三年四月。女子部分離し。女子高等師範學校を置かる。【女子高等師範學校】東京本鄕にあり。師範學校女生徒を教授する者。及高等女學校教員たるべき者を養成する所にて。附屬高等女學校。附屬小學校及附屬幼稚園を設く。學科は文科。理科。技藝科とす。又別に研究科。選科。專修科及保姆練習科を置く。三十二年同校規則を改正したる重なるものを擧ぐれば。文科。理科の外に。更に【技藝科】を加へ。私費國語專修科及同地理歷史專修科を設く。」【高等女學校】女子に須要なる高等普通教育を爲す所にして。各地に設けらる。本邦に於ては從來女子に高等。普通教育を授くるの機關に乏しかりしが。明治三十二年二月高等女學校令の發布あり。北海道及府縣に於て之を設立すべきことゝなり。爾來日尙淺く未だ著しき進步を見ずと雖も。當に日を逐ふて其面目を一新すべし。而して旣設の學校に於ては生徒の數を增加し。爲に校舍を增築し校具等に改良を加へたるもの多く。且概して教養及衞生に注意を加ふること厚きに至れり。」【各種學校】女子が專修の學科は近來益々增加し。裁縫。刺繡。造花。將術。美術。割烹等を教授するものあり。其東京にありて大なるは。【私立共立女子職業學校】とす。（神田一橋通町）。明治十九年九月の創立とす。專ら刺繡。造花。裁縫。編物。圖畫。割烹を課す。同校に於ては。近來女子の服裝漸く華奢に流れ。互に姸麗を競ふを憂ひ。服裝に關する心得を說明し。左の如く定む。「平常用服」木綿毛織類（メリンス。毛繻子。フランネルの類）。麻布類。但し便宜に因り紬の類を着するは差支なきも。絲織縮緬等の如きは固く之を用ふべからず。前掛は。授業中必ず之を着用すべきものとす。其他衣服を汚さゞる樣。簡便の上衣を用ふるは希望する所なり。「式日用服」式日着用の衣服及帶類は。皆平服に準ず。例令絹布類を用ふるも。紬太織類たるべしとあり。」【華族女學校】ガクカウを參看せよ。【女子大學】明治三十三年中成瀨仁藏主唱にて目白に女子大學を設立す。名は大學なれど。目下高等女學校の程度に止まる。」【女子海外留學】明治初年開拓使は女子の教育を奬勵し。少年女子を米國へ留學せしむ。大山捨松。津田梅子等その留學生とす。

チヨキム　貯金。（イウビムチヨキム。及びギムカウの條貯蓄銀行の項を見よ）

チヨクガク　勅樂。（ガガクを見よ）

チヨクジユ　勅授。（チヨクニムを見よ）

チヨクニム　勅任。（勅授。奏授。判授。奏任。判任）。文武天皇大寶元年。親王一品より諸臣少初位下に至る迄。位階四十八級を定めらる。それを賜はるに。勅。奏。判の別あり。從五位下以上を勅授といひ。天子親しく位を授け給ふなり。從七位下以上を奏授といふ。大臣の奏聞に依て授けらるゝなり。少初位下以上を判授といふ。奏聞に及ばず。太政官の判斷にて授けらるゝなり。明治二年正一位以下大少初位まで二十階の位を定められ。四位以上を勅授。六位以上を奏授。七位以下を判授とす。後奏任にても七位八位あり。

【勅任。奏任。黃紙。白紙等の事】拾芥抄に云く。親王內外官。大臣大納言中納言。參議八省卿。東宮傅。左右近衞大將。左右衞門督。左右兵衞督。左右大辨。太宰帥。觀察使。已上勅任等。天平以後。大同以前。多用二白紙一。或用二靑紙一。或希有レ用二黃紙一。弘仁以後嘉祥以前。多用二黃紙一。或用二白紙一。仁壽以後至二于今一。皆用二黃紙一。但先年偏記レ勅。或重記二勅任一。今皆記レ勅。又天平寶字之間。或大納言八省卿記。太政官謹奏。神祇伯記勅任。參議兼國。參議任二式部大輔。彈正大弼等一。春宮中宮大夫。陸奧。出羽按察使（承和以後或重疊。注二陸奧。出羽一。嘉祥以後只注二陸奧一。作二任符一加二出羽一）。參議任二太宰大貳一。非參議三位任官。已上太政官謹奏之別紙等也。皆用二白紙一。天慶八年九月二日。大外記三統公忠勘申之。」官制沿革略史に云く。凡て官に除するを任と云ふ。令に四等の別あり。太政官の大納言以上。左右大辨。八省卿。五衞府督。彈正尹。太宰帥は勅任。其他內外の諸官。主典以上。及び郡領。軍毅等は奏任。主政。主

帳。及び家令等は太政官より判任す。舍人（大舍人。東宮中宮舍人）。史生。使部。伴部（神部。藏部。掃部の類を云）帳内資人等は式部省の判補なり（選叙令）とあり。判任と判補との差別ある也。明治以後之に同じ。後補の文字は職に用ひ。任に用ひず。」現今の制勅任官の最高なるを親任官といふ。以下勅任を二等。奏任を六等。判任を十等に別つ。左に沿革を表示す。位階はヰカイの部を見よ。

	勅	奏	判	等外
明治元年閏四月	一等至三等	四等。五等	六等至九等	
二年七月	十	八	階	
同八月 二十階	正一位以下至從四位	正五位以下至從六位	正七位以下至從九位	
四年二月				一等至四等
同八月官位相當の制を廢す	一等至三等	四等至七等	八等至十五等	
五年正月第十六號達	一等至三等 開港開市場の權知事及開港場の令は勅任	四等至七等 少將は四等なれど勅任	八等至十五等	
七年六月	各省御用掛雇出仕に奏判任等外を區別せしむ			
十年一月第四號。第十號			十七等	十九年
十九年三月勅令第六號	高等官 勅任	奏任	官	等外を廢す
及同四月勅令第三十六號	親任一等。二等		一等至十等	御用掛を廢す
二十三年三月勅令第三十七號			一等至六等	
二十四年七月勅令八十二〇三號			一級俸至十級俸	
卅四年十一月勅令第二百十五號	一等至三等	四等至十等		
同十二月勅令第二百四十九號			一等至五等	
二十五年十一月勅令第九十六號	親任官。勅任一等。二等官。	三等至九等		
二十七年四月勅令第四十三號			一等至五等	

チヨクレイ　勅令。（ハフリツを見よ）

チヨクロ　直廬は。宿直する房と云ふ義なるべし。貞丈雜記に云く。御直廬といふ事。年中恒例記にあり。是は將軍家の御參内の時。將軍家御裝束をめし替へ。御休息などし給ふ所なり。禁中にある御座敷なり。將軍の御部屋なり。小御所ともいふなり」とあり。然し關白の直廬など云ふ事あれば。將軍に限らずと見ゆ。

チヨクワム　女官。上古后と女官との區別明ならず。蓋し數妻を蓄ふること古俗の禁ぜざる所なりければなり。後世一夫一婦の俗行るゝに及び。正后を皇后と云ひ。中宮と云ふ。其外は皆之を女官となしたり。官制沿革略史に云く。上古に至尊の讌寢に御する女を。キサキ（中に就て。正后とも云ふへきを。オホキサキと稱せり）又ミメと云へり。大寶令に。妃。夫人。嬪の三等あり。【妃】は内親王を以て充て。品位を授く（嵯峨天皇の朝に。臣下の女たる多治比高子を以て妃とせられたるは。制度稍々弛みしなり）【夫人】は。然るべき家の子女を採るにより三位以上を授け。【嬪】は之に次ぐものなるにより。四位。五位を授く（後宮職員令。日本後紀）。按するに。日本紀に。神武天皇の朝に。吾平津媛を以て妃と爲すと見えたるより。孝靈天皇以下。歷世妃某とあるが少からず。敏達天皇の朝より以下には。某を以て夫人と爲すと見え。嬪の名稱も。既に履中天皇紀に見えたれば。上古より此名稱ありしが如く見ゆれと。然らず。これも日本紀を選述の頃。後世の妃。夫人。嬪に相當すべき上世の宮人を。かく等差して書きたる者とぞ覺ゆる。因りては。此名稱の實際に行はれしは。天智天皇の朝に。令條を定められし後の事と思ふべし。然るに嬪は文武天皇只一朝のみにて。夫人は嵯峨天皇より。妃は醍醐天皇より以後は見えず。令條の制全く廢れたり。」【女御】は桓武天皇の時。紀乙魚。百濟教法等を以て始とす。何れも從四位下たるを思へば。其原は蓋し嬪に代へたるものならん。嵯峨天皇の時より。又【更衣】あり。此れは其原。卑姓の女を以て充てられしにより。五位（後には四位に進しもあり）又は無位なりき。光孝天皇の朝を始として。更衣より女御に轉する者あり。村上天皇より以降は。更衣復有とも覺えず。さて仁明天皇の時。右大臣藤原三守の女貞子。女御として殊寵ありしかば。承和六年從三位に進たるを始として。文德天皇より以降は。顯貴なる藤原氏の女。選ばれて女御となるを常とす（淸和天皇の女御藤原多美子の如き。正二位に進し者あり）。醍醐天皇の延長元年。藤原基經の女。女御穩子を立て皇后とす。これ女御より皇后に册立せられし始にして。圓融天皇以後は。關白大臣の女たりと雖も。先つ入內して女御となり。終に皇后

チヨク

又は中宮となる。爰に於て女御の尊き事。正后に亞げり。武家執政の世となり。藤原氏衰へてより。用度足らずして。其の儀を行ふ事能はず。因りて中世以下。女御たる者稀にして。多くは典侍。掌侍の女官を以て。寢席に御するに至れり（續日本紀。日本後紀。日本紀略。女院小傳）。按するに。延喜以下。太上天皇。及東宮の寢席に御する者を【御息所】と云ふ。女御。更衣にも。亦此稱あり。

後宮は皇居の奥向きをいふ。大寶の後宮職員令に。之に侍する宮人の職掌を分つて十二となし。之を十二司といへり。水戸の職官志に【後宮】妃二人四品以上。夫人三人三位以上。嬪四人五位以上。宮人職掌分爲二十二一。謂二之十二司一。【內侍司】尙侍二人（令義解）準二從五位一（類聚國史）。掌下供奉常侍。奏請宣傳。檢二校女孺一。兼中知內外命婦朝參。及禁內禮式上。典侍四人。準二從六位一。掌侍四人。準二從七位一（令義解。類聚國史）。二官掌同二尙侍一。唯不レ得二奏請宣傳一。女孺一百人（令義解）。平城帝大同二年。陞二尙侍一準二從三位。典侍從四位。掌侍從五位一（類聚國史）。【藏司】尙藏一人（令義解）。準二正三位一（延喜式）。掌二神璽關契。供御衣服。巾櫛服玩。珍寶綵帛賞賜事一。典藏二人（令義解）。準二從四位一（延喜式）。掌同二尙藏一。掌藏四人（令義解）。準二七位一（延喜式）。掌下出二納綵帛賞賜一事上。女孺十人（令義解）。【書司】尙書一人。準二六位一。掌二內典經籍。及紙筆几案樂器事一。典書二人。準二七位一。掌同二尙書一。女孺六人。【藥司】尙藥一人。準二七位一。掌二醫藥事一。典藥二人。準二八位一。掌同二尙藥一。女孺四人。【兵司】尙兵一人。準二七位一。掌二兵器事一。典兵二人。準二八位一。掌同二尙兵一。女孺六人。【闈司】尙闈一人。準二七位一。掌二宮閤管鑰。及出納事一。典闈四人。準二八位一。掌同二尙闈一。女孺十人。【殿司】尙殿一人。準二六位一。掌二輿繖膏沐燈油。火燭薪炭事一。典殿二人。準二八位一。掌同二尙殿一。女孺六人。【掃司】尙掃一人。準二七位一。掌二牀席灑掃舖設事一。典掃二人。準二八位一。掌同二尙掃一。女孺十人。【水司】尙水一人。準二七位一。掌下進二漿水雜粥一事上。典水二人。準二八位一。掌同二尙水一。采女六人。【膳司】尙膳一人。準二正四位一。掌二御膳進食先嘗。及膳羞酒醴果蔬等事一。典膳二人。準二從五位一。掌膳四人。掌同二尙膳一。采女六十人。【酒司】尙酒一人。準二六位一。掌二釀酒事一。典酒二人。準二八位一。【縫司】尙縫一人。準二正四位一。掌三裁縫衣服纂組。兼知二女功及朝參事一。典縫二人。準二從五位一。掌同二尙縫一。掌縫四人。掌二參見朝會引導命婦事一（延喜式。有女孺一百人）。凡諸司掌以上爲二職事一。餘爲二散事一。考叙法一準二長上之例一。東宮宮人及嬪以上女豎。亦皆如レ之（令義解。位階據延喜式）。其令外所レ置。曰【女御】。曰【更衣】。曰【御匣殿】（御匣殿。據禁秘鈔）。皆無二定員一（西宮記引二清涼記一云。更衣十二人）。桓武帝以二正五位下紀朝臣乙魚一爲二女御一。女御蓋始レ此（按日本書紀。女御始見二雄略七年一。恐當時未三立爲二職名一也）。更衣。又曰二【御息所】一（又曰以下。據二河海鈔一）。嵯峨帝時。從五位下秋篠朝臣高子（一作二康子一。說見二於皇妃傳一）。爲二更衣一。蓋是爲レ始（續日本後紀）。女御更衣。或有下爲二尙侍一者上（簾中鈔）。其後歷朝多不レ立二妃夫人一。而女御益貴。位亞二皇后中宮一。更衣又亞レ之（參二取三代實錄。大鏡大意一）。例以二大臣女一爲二女御一。納言女爲二更衣一（尊卑分脈。歷代皇紀。一代要記）。【內侍司】後廢二尙侍一。而掌侍加二權二人一爲二六人一。其一人爲二勾當一。所レ謂勾當內侍是也（禁祕鈔）。又有二上臈。小上臈。中臈。下臈等一。上臈卽典侍。掌供御膳。其一人爲二宣旨一。御匣殿別當。亦以二上臈一爲レ之。小上臈謂二公卿侍臣女在レ官者一。中臈卽命婦。下臈女藏人也。十二司外又有二采女司。東豎子。水取一。亦皆女官。其他有二得選。刀自。主殿司一。刀自掌二內侍所直衞一。主殿掌三洒二掃殿上一（參二取禁秘鈔。河海鈔。江家次第。拾芥鈔。女房官品。職原鈔後附。簾中鈔一）。皆後世之制也。」又【勾當內侍】といふ名目此條に收む。有職問答云。勾當內侍事。是は內侍のせうの一臈を申也（答。內侍のうち第一を勾當の掌侍と喚候也）。」惣而內侍司に三あり。かみ。すけ。せう也。尙侍はかみ也。典侍はすけ也。掌侍是はせう也。たとへは左右衞門督佐をは必ずなに衞門のかみすけと喚也。尉をは何衞門と計よふことく。內侍のせうをは只何內侍と計よぶ。かみ。すけたる內をは必尙侍かみ典侍のすけとなりてはよはぬ也。是にて心得へき由被仰出候哉。其の分にて候哉。猶仔細被仰出度候（答此分候か）。又常侍。かやうに書候を見及申候。是は何れにて候哉（答。內侍のせうにて。當時只內侍と喚にて候）。また云。勾當の事。內侍方いつれの品にあたり候哉。此の外にも勾當と申人御座候哉（答。內侍方の內第一の內侍を勾當と申は。是れは內侍所の別當と云ふ心にて候歟）。亦貝原氏の官位訓云。勾當內侍の事を太平記にて聞はつりて。さま〳〵あらぬ沙汰いふ族あり。勾當內侍と申すは內侍のうちの第一﨟をいふなり。または【長橋の局】に居給へり。ゆゑに長橋殿とも申す也。天子へ公方より內々の取次は。勾當內侍し給ふ也。是ゆゑ諸家よりも大かたの事は勾當內侍取次給ふ也。また勾當といふ名稱は。關白家にて大小の事務を司る職をいひ。僧官にも勾當あり。盲人の官にもこの稱あり。【內傳宣。女房宣】內侍勅を奉て書出し給ふ文を。女奉書と申也。沙門醫者等の官位は。長橋殿の取次給ひて上卿へ申傳へ給ふとかや。」幕府の後宮の事は。オホオクを見よ。今日女官の大要は尙侍勅任。典侍。權典侍。掌侍。權掌侍奏任。命婦判任とす。天皇。皇后に屬す。東宮には妃に屬する女官ありて。單に東宮女官と稱す（ニヨウバウ。ニヨウゴ參看）。

チヨク

チヨサクケム　著作權。（ハムケム。シュッパムを見よ）

ヂヨフク　除服は。忌服の期中にありて特に之を除くを云ふ。而して朝廷一般に服を釋くと。一個人に命じて其の服を除くの二種あり。【釋服】延曆元年七月。戊申。天皇移ニ御勅旨宮一。庚戌右大臣已下參議已上共奏偁。頃者災異荐臻。妖徵竝見。仍命ニ龜筮一占ニ求其由一。神祇官陰陽寮竝言。雖ニ國家恒祀依レ例奠ヒ幣。而天下縞素吉凶混雜。因レ茲。伊勢大神及諸神社悉皆爲レ祟。如不ニ除レ凶就ヒ吉。恐致ニ聖體不豫一歟。而陛下因ニ心至性一。尚給ニ孝期一。（云々）。伏乞忍ニ曾閔之小孝一。以ニ社稷一爲ニ重任一。仍除ニ凶服一以充ニ神祇一。詔報曰（上畧）。事不レ得レ已。一依ニ來奏一。其諸國釋レ服者待ニ祓使到一。祓ニ潔國內一。然後乃釋。不レ得三飮レ酒作レ樂竝著ニ雜彩一。八月辛亥朔。百官釋レ服。とあり。【除服】王朝の頃。父母の喪には官を退く。有用の人は除服の命ありて出仕す。是を名譽とせり。明治以後は名譽とはせざれども。辭令書を與へて出仕せしむること當時に同じ。

ヂヨモク　除目。（アガタメシノヂヨモクを見よ）

ヂヨヤ　除夜。（オホミソカ。セツブムを見よ）

ヂヨワウロク　女王祿。公事根源云給ニ女王祿一（裏書女王之二世已下四世以上也）。正月八日。參議辨史なとむかひて承明門の内のにしの座にて女王に祿を給事あり（江家次第云。其祿法人別絹。疋綿六屯）。昔は王四百二十九人。女王二百六十二人と定られて。年毎にけふ祿を給けるとかや。女王祿と字には書たれと。唯王祿と計讀て。女の字を略するを口傳とはするなり。」西宮記。不レ破ニ節會西幄一爲ニ女王座一。」江家次第云。賜ニ時服一。王定ニ四百二十九人一。待ニ其死闕一依レ次補レ之。但改レ姓爲レ臣之闕不レ補ニ其代一。隨即減ニ定額數一。凡賜レ祿女王定ニ二百六十二人一。其隨レ闕補代及改レ姓不レ爲レ闕。

チリメム　縮緬は。縮み織の絹なり。和漢三才圖會云。增韻云。總紗曰レ縠。紡レ絲而織レ之。釋名云。縠其形纖纖視レ之如レ粟也。織者（之々良岐）。縐文貌也。衣縮不レ伸曰レ縐。」有ニ大中小之三品一。長九尋者名ニ大縠一。南京浙江。福建。廣東。東京皆出レ之。本朝之縠甚美也。然稍弱。」柳條縠。黑絲如ニ柳條一者多也。呼ニ柳條一俗曰レ島。出ニ於本朝一者模樣有レ品。」和訓栞云。ちりめん今縮緬と書り。縐紗を譯す。縠也といへは塵目の義にや。されと禮服には用ひさるものともいへり。」工藝志料云。縮緬は其の始詳ならず。保元三年三月二十二日の兵範記に。石淸水祭使の裝束を記して曰く。下襲縮緬云々。當時縮緬のありしこと以て見るべし（但當時の縮緬は。其の製法即今の製の如くなりや。否やを知らず。」天正年間支那の織工和泉の堺に來て縮緬を製し。且巧を所在の工人に傳ふ。本邦に於て縮緬を織ること是に於て復起る（本邦上古に志々良岐といふ者あり。雑の縮文ある者にして。其の製縮緬と異なり）。天和年間に至り。織法進歩す。日本工業史に曰ふ。縮緬は元支那の織物にして。天正のころ其法を明人より泉州堺の織工に傳へられ。はじめて織出しゝものなるが。其の後京師の西陣へ其の法を傳へられ。西陣において發達したる織物にして。既に天和中【紋縮緬】【柳條縮緬】の類を織出せり。享保中丹後丹波郡峯山の人絹屋佐平治。西陣の法を傳へて縮緬を織出しゝが。これと同時に同國與謝郡加悦の人手米屋千右衞門。同郡三河内村の人山本屋佐兵衞の二人も亦西陣の法に傚ひて縮緬を織出しゝといふ。加悦は宮津藩の管轄地なりしがゆゑに。享保十三年以來種々の保護をうけ。京師の問屋と特約を結びて。盛に織出せり。其の後藩主の交代ありしかど。なほ種々の方法を設けて保護を與へられき。又同じ享保中美濃岐阜の人。西陣の法を傳へて縮緬を織出し。京師に送りて賣捌きしが。明和の初より縮緬の業著く發達し。從て產額も增加せしかば。京師において販賣することを禁ぜらる。岐阜は元名古屋藩の管轄地なるがゆゑに。安永四年以來名古屋藩に乞ふて其藏物と稱し。再び京師において賣捌くことを得たり。天保の初には厚見。方縣。羽栗の三郡にわたりて。其產出高一年三萬疋餘に達せしとぞ。又上野の桐生も元文三年西陣の織工この地に移住し。縮緬の織法を傳へしかば。縮緬を織るものいでしが。天保中京師の製にならひて一種の柳條縮緬を織出せり。これを【御召縮緬】といふ。其後この製にならひて御召縮緬を織るもの多し。又下野の足利も寶曆。明和のころ桐生より縮緬の織法を傳へて織出しゝが。明和中西陣の柳條縮緬にならひて【かざなり縮緬】を織出せり。其製全く柳條縮緬よりいでしといへども。とにかく一種の織物なり。又寶曆中近江東淺井郡難波村の人中村林助。乾庄九郎の二人姉川に瀕し。年々水害を蒙ることを憂へ。桑をうゑて蠶をかひ縮緬業を起すことを考へ。自ら丹後にゆきて其織法を研究し。近隣の婦女子に傳へしもの。東淺井。坂田の二郡にわたり其產額年を逐て增加せしかば。其製品を一旦長濱に蒐集せしより人呼んで【濱縮緬】といふ。寶曆九年以來彥根藩の保護をうけて京師にいだし賣捌きしは【岐阜縮緬】におけるが如し。寬延の初。周防玖珂郡玖珂村の人富山秀意（閑光寺住職智教の子）といふもの。縮緬の織法によりて木綿縮緬をはじむ。世にこれを【閑光寺縮】と稱す。其の後岩國地方へ廣まり。つひに岩國縮の名にてもてはやされしが。まもなく關東において明和中下總銚子の織工木綿絲をもて縮緬を織出せり。これを【木綿ちゞみ】また

【銚子縮】といふ。天保中足利の織工銚子の木綿ちゞみにならひて柳條縮緬を織出せり。これを【木綿しぼ】といふ。近年佐野においてもこの製にならひて木綿しぼを織出し。盛んに西洋へ輸出せり」と。

ツ之部

ツイガサ子　衝重は。宮室調度圖解に云く。折敷の下に。檜の片木板を折りまげ。眼象とて。◯かくの如き穴をくりあけたる。臺を付けたる物なり。安齋翁云く。三方四方供饗の惣名なり。上の臺と。下の足とを。つき重ねたる物なる故。つがされといふなり。三方に穴をあけたるを。三方といひ。四方に穴をあけたるを四方といふ。穴一つもあけざるを。供饗といふ。此の三品はいづれも同じ形なり」といへり。但し今の三方よりは。臺いと低く。穴の大きなるものなり。これも亦食物などを盛る器なる事は。徒然草に「光親卿院の最勝講の奉行して候ひけるを。御前へ召されて供奉を出だされて。食はせられけり。さて食ひちらしたる衝重を御簾の中にさし入れて。まかり出でにけり」とあるにても知られたり。

ツイマツ　松明は。ついまつと訓す。火燭具なり。和名抄に。唐式云。毎城油一斗。松明十斤。今按。松明者今之續松乎とあり。箋注云。通鑑唐肅宗紀注。松明者。松枯而油存可二燎レ之以爲一レ明。蕪間錄云。深山老松心有レ油者如レ蠟。山西人多以代レ燭。謂二之松明一。松明見二貞觀儀式大嘗儀一。續松見二三代實錄仁和元年紀一。及大嘗祭主殿寮等式一。都以末都。見二伊勢物語。空物語吹上上卷一。即續松也。或謂二之太以末都一。見二空物語吹上下卷一。蓋燃松之義。按軍防令義解云。松明是松之有レ脂者。是松明謂二松樹赤心一。今俗呼二松秀一是也。續松疑用二松明一所レ造炬火。今俗呼二多以末都一者。則續松也。不レ得レ云二松明一。然齋宮寮式云。松明三百把。大嘗祭式云。松明四荷。似下謂二續松一爲中松明上。故源君注云二松明者今之續松乎一也。」また貞丈雜記に。脂燭の事。是は座敷の上にてとぼすたいまつ也。これをしやうめいとも云也。松明と書也。婚禮にこしよせの時。女房衆しそくをさして迎に出るも。此脂燭を用る也。禁裏にて天子夜の出御に。主殿寮と云ふ司の役人兩人。脂燭を持て御先に立つ也。御左に立つ人は。左にしそくを持て。左の方へしそくをなし。御右に立つ人は。右にしそくを持て。右の方へなして立也。扨脂燭は松の木にて作り。長サ壹尺五寸程に切りて。ふとさは徑り三分計に丸く削て。先の方を炭火にてあぶり黑く焦す也。燒て炭にするは惡。其上に油を引てあぶりかわかすべし。扨て紙屋紙を廣サ五分計に裁て。脂燭の本を左卷にまく也。脂の字はあぶらとよむ字なり。松の木はあぶら有て能火とぼる也。古書には皆脂燭の字を用たり。又本を紙にて卷たるたいまつ故。紙燭とも書也。脂の字を用事本也。元文の天子櫻町院の大嘗會を行ひ給ひし時。用られし脂燭を。或人武者小路殿へ所望して申受たりしを見しに。是れは赤杉の木を用られたり」といへり。これ松明をいふ也。また車松明といふもの。嬉遊笑覽云。義經記（二）油さしたる車たいまつ。是は圓光大師傳（一）夜討の圖に見えたり。束ねたる松明を三つ四つほどをひとつにし。中を結て車のやのとくにして。めぐりに火をつけたるを家内に投入て。明りとするなり。是に油そゝぎたるべし。こは常に用べきものにあらず。」また【歌がるたをついまつといふ事】同書に。歌がるたをついまつと呼とは。伊勢物語に齋宮のかたより。盃に歌の上の句書て出し給ふを。業平ついまつの炭してその下句を書る事によりてなり。枕草紙に頭中將の文に。蘭省花時錦帳下と書て。末はいかにとあるを。すびつのきえたる炭して草の庵を誰か尋むとかきてやりたるも。伊勢物語の故事を學べるなるべし。又中宮の御前にて。古今集をおかせ給ひて。歌とものもとをおほせられて。これが末はいかにとある條のとなど。ついまつの起源なるべし。春湊浪語にも。宇治十帖に八宮の姫君。兄弟はかなきをも。もとするをとりて。いひかはしといへるを。花鳥餘情。細流抄等に。歌なとの上下句々を讀をと注し。枕草子に。歌のもとを仰られて。是が末はいかにと仰らるゝに。すべてよる晝こゝろにかゝりて覺ゆると見えしをなどみゆる。此の歌のもと末を覺えむ料に。今の歌がるたといふは出來けるにぞ。其頃よりの物なるべし。この本に末を對するといふをより。對末の歌がるたなといふ名もあり。かるたとは輕板といふ言葉の畧なるにやといへり。されど其頃の物とするは非なり。古への物ならぬをは歌がるたといふ名にてもしらる。かるたは蠻名にて博の具なり（ホルトガル紅毛にてしか云ふ）。それに形の似たるから。歌がるたと云たるが。其名のいやしきによりて。ついまつの名は出きしなるべし。對末の說は附會なり。義はおのづからかなへるにや」といへり。

ツウウム　通運。（ウムソウ。セムパク。ダチムの條を見よ）

ツウベム　通辯。異邦の言語に通するものを譯人といひ。また象胥とも通辭といひ。通譯と云。和漢三才圖會云。續日本紀云。聖武天皇神龜二年。諸蕃異域風俗不レ同。若無二譯語一。難二以通一レ事。仍仰二粟田朝臣馬養。播磨直乙安。陽胡史眞身。奏

朝元丈。元眞等五人。各取二弟子二人一。令レ習二漢語一。此學レ譯之始也。今肥州長崎有二官譯數輩一。成能通二中華及諸蕃語一。一事無二遺謬一。其稱二大通士一者。何愧二必闌一耶。如下書寫寺性空上人。能通二鳥獸言語一。且聞二豆萁之音一者上。僉非二理所一レ推也」とあり。又續古事談に。鳥羽帝の時唐人來朝しけるに。中納言藤原通憲譯人なくして之と談話せしことあり。帝之れを奇みて問ひ給ひければ。遣唐使に命ぜらるゝ事もあらんとて。兼て密かに學び置きし由を答へ申せしと云ふ。當時天台の僧などには唐語に通ぜし人ありしなるべければ。之に學びしならん。德川氏の時。開港場には通辯官あり。後長崎のみとなり。唐通事。和蘭通詞あり。唐通事は官の事務にも關涉したれば。通事と書き。和蘭の方は語の通辯のみなれば。通詞と書きし由。大通事。通事。通事見習等あり(外國貿易の部を見よ)。明治以後。開港開市場の府縣。外務省等に通譯官ありて。其の沿革廢置あり。【案內者】俗にガイドと云ふ。內地漫遊の外國人に雇はれ。之れが案內をなし通辯をなす者にて。開港場の諸ホテルに附屬せり。明治二十年頃。開誘社なる者創立せられ。全國のガイド團結して。種々の規約を設けたり。同二十六年喜賓會の創立あり。明治三十三年より三十四年に涉り。各開港場の地方廳は。地方官の免許を受くるに非れば之を營業するを能はずと規定せり。

ツカサメシ 司召。京官の除目をいふ。和訓栞に。官召の義。縣召に對して京官を除せらるゝをいふなり。秋外記廳にて行はるゝ除目なり。建武年中行事に。京官のぢもく。本儀是も春なれど。今は秋のぢもくとぞいふめる」と見えたり。なほ縣召除目の條をかよはし見るべし。

ツカハシメ 神使は。神佛に附屬する動物を云ふ。稻荷に狐。八幡に鳩。天神に牛。毘沙門に百足。辨天に蛇。春日に鹿。大國天に鼠。普賢に象。道了に狐。文殊に獅子。妙見に白蛇。日吉に猿。松尾に龜。愛宕の猪。氣比の鷺。熊野の烏の如きをいふ。

ツカヒバト 傳書鴿。鳩に信書を托け隔地へ傳へしむることは。いとふるき事のよし。木村正辭の考に。近日西洋各國に於て戰爭の際に當り。鴿をして信書を通せしむる事盛に行るといへり。正辭按するに。書信を達したることは最古きことにて。開元天寶遺事に。張九齡少年時。家養二群鴿一。每レ與二親知書信一。往々只以レ書繫二鴿足下一。依二所レ教之處一。飛往投レ之。九齡目レ之爲二飛奴一。時人無レ不二愛訝一。とある是なり。今見に此事のあるを以て。其舊說の虛ならざるを曉り。且其發明の最古きを知る。同書又云。長安豪民郭行先有二女子紹蘭一。適二巨商任宗一。爲二賈於湘中一。數年不レ歸。復音信不レ達。紹蘭目視二堂中一。有二雙燕一戲二於梁間一。蘭長吁而語二於燕一日。我聞燕子自二海東一來。往復必經二由於湘中一。我婿離レ家不レ歸數歲。蔑レ有二音信一。生死存亡弗レ可レ知也。欲三憑レ爾附レ書投二於我婿一。言訖淚下。燕子飛鳴上下。似レ有レ所レ諾。蘭遂吟二詩一首一云。我婿去二重湖一。臨レ窓泣血書。殷勤憑二燕翼一。寄二與薄情夫一。蘭小二書其字一。繫二於足下一。燕遂飛鳴而去。任宗時在二荊州一。忽見三一燕飛二鳴於頭上一。宗訝視レ之。燕泊二於肩上一。見三有下一小封書上繫在二足上一。宗解而視レ之。乃妻所レ寄之詩。宗感而泣下。燕復飛鳴而去。宗次年歸。自出レ詩示レ蘭。後文士張說傳二其事一。而好事者寫レ之と。これに據るに。獨鴿のみにあらず。他鳥も亦よくこれを爲すなり。又郭仲賢か畜ふ所の鴿家書を傳へ。元の郝經宋に止められ。眞州に在て帛書を鴈足に繫けて達することを得たりと。共に載せて明の陶宗儀が輟耕錄にあり。但彼蘇武が匈奴より奉れる鴈足帛書の如きは。常惠が一時の計策に出たるものにして。典實の事にはあらざるなり。是より猶溯りて攷ふれば。我が日本に亦古く此事あり。神代に高御産巢日神の天若日子の所に遣すに。雉を以て使者とし。又古事記の神武天皇の段に云く。有二兄宇迦斯弟宇迦斯二人一。故先遣二八咫烏一問二二人一云々。兄宇迦斯以二鳴鏑一待二射返其使一。又萬葉集の歌に「九月の其初鴈の使にも。念心は聞え來ぬかも」。又「妹に戀いれぬ朝けに鴛鴦の。從是鳴わたる妹が使か」。此類の歌猶甚多し。是等其證なり。又枕辭に玉梓の使といふつゞけあり。荒木田久老が考へに。玉梓の文字は訓を借りたるのみにして。飛翅の畧轉したる辭にて(たまづと。とぶつばさと。其音相近し)。即鳥のことなり。故にこれを以て使の枕辭とし。或は直に使を指しても玉梓といふ。後轉して信書の稱とす。故に其文字を玉章とも書るなりと。此說信從すへし。其書を通するの發明。豈惟鴿のみならんや(洋々社談)とあり。近年(年を失す)陸軍省にて傳書鳩の試驗あり。その報告に。傳書鳩試驗。去月中陸軍省に於て試驗せる傳書鳩の成績左の如し(陸軍省)。今回の放鳩は固より信書を齎送し。翅行の速力を計る等。總て完全なる傳書鳩の目的を以て試驗したるものに非ず。唯遠距離より放鳩して其棲居の地に歸着するや否やを試驗したる耳。速力傳書等の如きに至ては今回の試驗に好果を結びたる後。漸次試驗せんと欲す。故に傳書鳩は平素訓養したる者に非ず。皆淺草公園地內に於て捕獲したる者なり。然れども可及的歐洲に於て使用する傳書鳩の形狀に尤も類似したる者を撰用せり。其形狀は通常の大さにして。嘴稍長く。目眦銳く。羽色は帶藍灰色の者を專用したり。是他色の者より擧止敏捷飛揚活潑なるを以てなり。鳩を放鳩地へ檻送する途中は水に浸したる大

豆及び玄米を與へたり。而して放鳩の場所は豆州日金山。相州大楠山。總州鹿野山。駿州久能山の四箇所にして其景況左の如し。〇豆州日金山の放鳩。鳩には各箇頭に鈴を着け其内へ放鳩の地名月日を記したる紙を納れ。且片足に紅き絹切を緊着し去月九日曇天正午零時五羽放鳩せり。其内一羽は雛にして翼完全ならざるため乎飛去る能はず。四羽は一旦飛揚し暫空中を圓形に翺翔し。東北北の方向に翔去りたり。同十三日晴午後零時三十分二十羽放鳩す。今回は鈴を用ひず絹切に地名月日を記し片足に結付け且頭部左面の羽毛を芟切せり。放鳩の内五羽は雛なるを以て飛去る能はず。十五羽は直に飛去りたるに一二羽放鳩地へ返來るものあり。之を檢せしに皆些少の傷を被ふれり。是蓋し當所は山中にて野鷹多きがため。過半は害せられたる者と覺えたり〇相州大楠山の放鳩。二月六日午後一時三十分快晴。五分巾の絹地へ放鳩地名月日を記し。頸に結付け。且片足へ同樣の徽を着け。四羽放鳩す。内一羽は疲勞の爲乎飛去る能はす。三羽は空中に翺翔すると前と同し。暫して東北卽ち東京の方位を指して一直線に翔去りたり〇總州鹿野山の放鳩。二月十二日午後三時二十分風雨あり頸徽前に同し。且頸部左側の羽毛を芟截して十一羽放鳩す。内二羽は雛にして翼未た弱きか爲叢林中へ飛入りて行方知れす。殘り九羽は西の方海面指して飛行しか須臾にして返來り。放鳩所の上を翺翔し殘りし二羽を慕ふもの丶如し。然るに行方知れさりし一羽叢林中より飛出て九羽と倶に再び海面指して翔去りたり〇駿州久能山の放鳩。二月七日晴午前八時十分頸部及び片足の徽前に同し。五羽放鳩す。共に東南を指して飛去りしか須臾にして放鳩所に返來り。三羽は翼疲れし爲飛ふと能はす。二羽のみ再び東南を指して翔去りたり。右は唯放鳩地の景況にして。歸着の地卽ち淺草公園地へは每日調査の爲差出し置たれとも一向に歸着せさるを以て。本所回向院及深川公園地等搜索して二月十日淺草公園地に於て二羽。深川公園地　於て二羽發見せり。其内深川に歸りしは大楠山より放鳩せしものにして。淺草に於て發見せしは日金山の徽あり。右の如く各所に歸着せしを見れは捕獲地の淺草なるにも係はらす。棲居の地は彼此に轉遷して定まらさるものと覺えたり。斯の如き狀況なるを以て翔行の速力等は固より算知すると能はさりしなり」と見えたり。

ツカブクロ　欄袋は。刀脇ざしの柄に懸る袋なり。これは雨天のとき柄絲の濡るゝをいとひて用ふるなり。また雨天ならでも旅行道中には。大小に柄袋をかけ。頭にせちべむといふものをはめ。鞘に皺文(ヒキハダ)をかけるか常也。欄袋は羅紗にて製し。色は大抵黒なり。また萠黄御納戸色なとも用ふるなり。

ツガルヌリ　津輕塗は。陸奥の國津輕郡弘前及び造道村において製する所のものにして。元祿十年池田源兵衞(二代)の發明せし所にて。世にこれを津輕の韓塗と稱す。源兵衞は津輕侯の漆工にて。藩主の命をうけ。江戸にいでゝ青海勘七の門に入り。つひに韓塗を發明し。かれて青海波の漆畫をよくせしといふ。これより世々青海をもて氏とす。其髹法若狹塗に彷彿たるものにして。數層の彩漆を疊塗して雲狀の花章をいだせり。但金銀箔を用ゐさる所若狹塗と異るのみ。近年錦塗と稱する髹法を施し。其上に雲鶴或は千鳥或は鐵線花などの模樣を施したる所の器物をいだす。卽ち從來の製品のほか。テーブル。隅棚。手箱。煙草盆。卷煙草入。其の他諸器物を造る。其の製頗る精巧なり。

ツキ　月。(ツキノトナヘ。及びツキミを見よ)

ツキガネ　撞鐘。(カネを見よ)

ツキナミマツリ　月次祭。この御祭事は。大神宮をはじめ諸社。六月十二月の兩度に祭らるゝなり。祈年祭とおなしく十一日なり。公事根源云。これは先神今食以前。上卿神祇官の北門の内東の掖に着て。供神物具否をたつぬ。次に廳につきて事を行ふ。神祇官の官掌祝詞を申。祝師祝の座につく。本官の人皆木綿をつきたり。上卿壇下の薦座におきて。御巫幣物をみる儀あり。これは六月十二月に二度諸社へ御幣を奉らせ給ふ事也。弘仁年中に此事はじまる。」又和訓栞に年中行事歌合に。「夏の暮としの終に月每の。かへりまうしの神のみてぐら」云々。大寶元年に。乙訓郡火雷神宜レ入二大幣月次幣例一と見ゆればいとふるし。といへれば。公事根源にいへる弘仁年中よりも前なり。尙よく調ふべし。

ツキノトナヘ　月の稱呼。曆月に十二ヶ月あり。一月に晦と朔とあり。白虎通に朔(ツイタチ)は蘇也。明消して更に生するによる。武成之れを月死魂といひ。十六日を生魂といふ。五雜爼に月の晦を以て一月となし。天竺に月の滿るを以て一月とす。故に中國の十六日は印度の朔なりといひ。晦は月の盡るときにして。公羊傳に提月といふ。

【十二ヶ月の名】古へより稱へ來れり。且その說とも丶古來種々にいへり。古今要覽に諸說を出して。これを取捨せり。今下に抄出して考證に供ふ。【むつき】は正月の和名なり。日本書紀(神武紀)四十有二年壬寅春正月(ムツキタチハルノキタラバ)とみえたるそ。正月をムツキとよみし初なる。武都紀多知波流能吉多良婆と(萬葉集)みえ。二條の后のとう宮のみや

すむ所と聞えける時。むつき三日おまへにめしてと（古今和歌集春歌上）見え。「むつきたつしるしとてやはいつしかと。よもの山邊にかすみ立らん」と（躬恒秘藏抄）見え。正月むつき高き賤きゆきゝたる故に。むつみ月といふと（淸輔奥義抄）いひしは。はしめてむつきの義を解に似たり。正月むつきと（八雲御抄）みえ。正月睦月。睦或作レ昵。新春親類相依。娛樂遊宴。故云二睦月一也と（下學集）云へるも奥義抄によりしなるへし。正月はとしの始の祝事をしてしる人なるは。たかひに行かよひ。いよいよしたしみ。むつふるわさをしけるによりて。この月をむつひ月となつけ侍りての言葉を略して。む月といふとそきゝ及ひしと（世諺問答）みえ。正月むつき。睦の意にて。むつましく親族朋友も相したしめはいふ事。舊說のことく成へしと（類聚名物考）辨せり。然るに平田篤胤曰。ムツキはもゆ月なり。モユの約ムなり。これ草木の萠さすをいふ。きさらきはクミサラ月にて。これよりイヤ生といふ順なりといへり。この說古人未發なり。賀茂眞淵か一月を牟月といふは。毛登都月てふ事なり。毛都の約は牟なれは。しかいふといへるはおほつかなし（正誤に辨す）。正月を初春と（和名類聚抄）いひ。又異名をさみとり月と（躬恒秘藏抄）いひ。暮新月と（俊賴朝臣莫傳抄）いひ。年初月と（同上）いひ。初空月と（藏玉集）いひ。霞初月と（同上）いひ。初春月と（同上）いふも。みな異名にして。後世にいてきしところなり。もとの起りは。躬恒秘藏抄よりはしまれることならんを。俊賴朝臣みつから歌をよみたまひて。月々の異名をいひ初しなり。それより中昔にいたりては。藏玉集などにのせたる異名も。おなしく歌によませ給ふか。そのまゝ異名となれるなから。またく藏玉集の月々の異名は。異名をもとめたまひて。歌によみたまふとおもはれぬる。故は定家卿。家隆卿なとも。月々の異名の歌をよまれ。後鳥羽院御製も藏玉集に載せられたれは。仰をかうむり奉りて。よまれしとみえたり。歌からも。其の月々の時候。又は景物なととり〳〵に讀こまれたれば。あたらしく月々の異名を。よみいだされし事としられたり。又西土にてものにみえしは。正月上日と（尙書舜典）いふ。是正月をいふ名目の物に見えし始なり。正月は月の初なり。又正月元日（同上）と書る也。元日もおなしく日のはしめなれば。もとつ日といへる義にて。元日と書る也。元年春王正月と（春秋）いふも。物正しきの義にとりていふなり。正月謂二之端月一と（史記）いひ侍るも。正月といふと義おなし。端正の二字いつれもたゝしき義なれは。文字をかへて端月とかけるなり。玉燭寶典も。正月爲二端月一といへり。又孟春之月日在二營室一（禮記月令）といひ。又正月爲レ陬と（爾雅）いふは。正月の別名といふへし。郭璞曰。以レ日配レ月之名也といへり。又攝提貞二於孟陬一と（離騷經）いふも。正月の事也。正月を曰二孟陬一と（元帝纂要）いひ侍るも。離騷によりしなるへし。又曰。孟陽。上春。開春。發春。獻春。首歲。獻歲。發歲。初歲。肇歲。方歲。華歲と（同上）いひ。また正月律名あり。これを太簇と（拾芥抄）いひ侍るも。其音角律中二太簇一と（禮記月令）いへるによられしなり。太簇の義解は。劉熙釋名。班固白虎通に詳しく辨あり。ゆゑにこゝに畧せり。又芳春。靑春。陽春。三春。九春と（元帝纂要）みえたれども。あながち正月の月にあつるにも非ずして。春の三月をすへていへる名目とおしはからる。さてまた正月を一月と書る物。ふるくよりみえたり。附說曰。正月者古文尙書云。一月也と（玉燭寶典）見え。また漢書表亦云。一月鷄鳴而起と（同上）みえたれども。是正月を一月といふ可らさる證あり。杜預春秋傳注云。人君即レ位欲二其體レ元以居一レ正故不レ言二一年一月一とみえたるそ。正しき據とすへし。故に和漢ともに人君即位の年をさして。元年とさため年月のはしめをさして正月といふ。日本書紀（神武天皇紀）云。四十有二年壬寅。春正月壬子。朔甲寅。立二皇子神淳名川耳尊一。爲二皇太子一云々。萬葉集卷第五（雜歌）。太宰帥大伴卿宅宴梅花歌。武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許曾烏梅乎乎利都々多努之岐乎倍米（大貳紀卿）判官久米朝臣廣繩之舘宴歌一首。牟都奇多都波流能波自米爾可久之都追安比之惠美天婆等枳自家米也母。正月五日守大伴宿禰家持。」古今和歌集卷第一（春歌上）云。二條の后のとう宮のみやすむ所と聞えける時。む月三日おまへにめしておほせ事あるあひた云々」」凡河内躬恒秘藏抄云　正月むつき「むつきたつしるしとてやはいつしかと。よもの山邊に霞たつらん。紀友則」。古今六帖云　む月藤原言直「鶯の冬籠してうめる子は。はるのむ月のなかにこそなけ」。淸輔奥義抄云。む月高き賤しきゆきゝたるか故にむつみ月といふを。あやまれり。」八雲御抄（時節部）云　正月むつき。」新撰六帖云。むつき九條三位入道知家「あら玉の空めつらしき春といひて。うゐにかそふる月もきにけり」。世諺問答云　正月問て云。まつむ月と申侍るはいかなるいはれそや。答正月はとしの始めの祝事をして。しる人なるはたかひに行かよひ。いよいよしたしみむつふるわさをしけるによりて。この月をむつひ月となつけ侍り。そのこと葉を略してむ月といふとそきゝおよひし。」拾芥抄云。大簇（正月）。」壒囊抄云。十二月の異名何々正月大簇。孟春。初春。新春。上春。端月。初陽。端春。建寅。肇年。」又云。正月を履端と云一年の始なれは。一切の事の端を履と云義也。」下學集云。正月。睦月。睦或作レ昵。新春親類相依娛樂遊宴。故云二睦月一也。」藻鹽草云　正月

むつき、はつみ月、子日月、初空月。霞初月、初春月、子春、端月、大簇」東雅云、正月むつき義不レ詳、我國の月の名、太古よりいひつきしとはとも聞えず云々」日本歳時記云。正月の和名を睦月といふ、清輔か奥義抄にいはく、たかきいやしきゆきゝたるゆゑにむつひ月といへるを略せり。」綴節序記云、正月和名睦月。さみとり月云々。一月と云へからず。正月といふこと論語大全新安陳氏説有レ之（按に論語大全云。新安陳氏曰、不レ曰二一月一而曰二正月一。取二王者居レ正之義一云々）。歲時語苑云。睦月。正月之和名也、睦或作レ昵、音木、音匿。和也。此時新春節天氣和暖。親類相依。和睦娛樂遊宴。故曰二睦月一也。」地下年中行事云。正月をむつきといふは。年の始めなれは。親子夫婦あつまりてむつましみ。いやをつくす月なれは。むつまし月といふを畧して。む月と云。態にて正月といふもたゝしき月と視ていふとなり。禮儀を改て正き月なれはさも有へし。」跡部光海云。十二月倭訓。正月此月陽氣を迎ろを云。神武紀正妃をむかいみめと訓す。」和訓栞云、むつき、正月をいふ。親ましてふ月なれはいふ、又生月の義。春陽發生の初なれはかく名つくる成へし。」類聚名物考云。正月むつき。睦の意にてむつましく。親族、朋友も相したしめはいふ事。舊説の如くなるへし。」和名類聚鈔（歲時之部）云、正月初春云々」凡河内躬恒秘藏抄云、正月さみとり月「年暮てさみとり月と成ぬれば、所さへなし小松ひくまの。貫之」。俊頼朝臣莫傳抄云、暮新月、正月「くれし月千世かくろらんはつ草の、またみるはかりとしはこえつゝ」。又云、年初月おなしく。「梅もはやさかりになりぬとしは月、名もめつらしく成にけらしな」。藏玉集云、初空月「雪は猶ふるとしなから立春は。さえにしまゝの初空の月」後鳥羽院御製」。又云、霞初月「けにもはや山風さむみふる雪の、その名はかりや霞初月、定家」。又云　初春月「かすみたつ初春月の朝日影、の　とけき色や空にみゆらん。家隆」。〇正誤。東雅云、疑を闕くとも。疑はうたかひを傳ふるともみえたれは、我疑ひ思ふ所の中其一二をうたに注しぬ、舊事記にはムツキといふ事は、ムツヒツキといふなり、上古の語にスヘムツ神なといふ事はあれと、ムツをムとのみいひて　睦の義ありとも見えす、又ムツといひツキといふ。ツといふことはのかさなれる故に。ひとつのツといふこと葉に。ふたつのツといふことばこもれりなといふへけれと。それにも又しかるへしともおもはれす云云（按に正月をむ月といふことは。日本書紀。神武天皇の巻にかな付あり、萬葉集にはむ月たちとかな書あり。十二月の異名はいとふるくよりいひつきし所とおもはる、然るに舊事記は僞書なれは取かたきうへに、印本に正月をむつきとよみしと所見なし。諸記のあやまりにや）。語意云、十二月の名に此略言多し。一月を牟月といふは。毛登都月てふ事也、其毛都の約は牟なれはしかいふ。親月といふは言にたらす、古言しらぬ人のかり字の意もていへるは。みな此國の言にそむけり（按に牟月とかけるは。借初に詞をまふけていへるへけれ共。一月といへは一月。二月と月數をかそふるにまかへは、こゝは正月とかくへきなり。さてもとつといふ語は。もとの二言か體にて。つの一言は助詞なれは、其體言のとを略して、助詞のつを採て約むる例ありや、おほつかなし。

【きさらき】とは二月をいふ、いとふるき和訓なり、日本書紀に（神武紀）出たり、また夾鐘の文字をも。きさらきと（古事記序）訓す、是律名にして。いはゆる律中二夾鐘一と（禮記月令）みえたるによりしなるへし。さてきさらきといふ義は、二月はいまたさむさもさりかれて。衣をさらにきるといふ意と。時氣更にきたるといふ意と兩義なり。時氣更に來とは、いはゆる餘寒のをと也。朗詠に。二月の雪落衣なとゝいふ如く。餘寒甚しき月なれはなり。衣更きとは是も餘寒をむかへて。更に衣をきるといふなれば、時氣更に來ると云義にとるかたしかるへしとおもはる。清輔奥義抄に。二月さむくて更に衣をきれば、きぬさらきと云を。あやまれるなりとみえたり。又此月餘寒嚴故衣更着也と（下學集）いひ、二月を伎佐佐良藝月と言は。久佐伎波里月也。草木の芽を張出すは二月也、其久佐伎の三言の約めは伎なれは。伎とのみ云へくも。又は草は略くともすへし、佐良と波里は韻通へりと（語意）云は、古人未發の考なれとも、平田篤胤か。くみさら月にて。夫よりいや生とつゝくといへるかた然るへし、跡部光海翁は、衣更衣陽氣を更にむかふるを云といひ。きさらぎ二月をいふ。氣更に來るの義、陽氣の發達するときなりと（和訓栞）いひ。又此月玄鳥到と月令にみゆれば。去年の八月に雁來りしが。また更に來るの意歟と（類聚名物考）いへり。また二月の異名あまたあるが中に。むめつさ月と（躬恒秘藏抄）いひ。雪消月（俊頼朝臣莫傳抄）。梅津月と（同上）みえたり。後世にいたりて月々の名目も。いとおほくなりたり。いはゆる梅見月（藏玉集）。小草生月（同上）と云たぐひなり。西土にても異名さまさまあるなかに。二月爲如と（爾雅）いひたるによりて如月（事物別名）と月の字を入て書る樣になれり。又二月得レ乙曰二橘如一と（同上）みえたり。此月を仲春といふは。仲春之月日在レ奎（禮記月令）といへるに始まれり。又降入と（史記）いへり。又二月曰二仲陽一と（元帝纂要）いひ。又令月と（張子歸田賦）みえたり。異名は和漢ともにいつれも。詩に詠し歌によめる句の、後世にいたりて。おのつから異

名となれるなるへし。しかればます〳〵月々の名目も多くなれるならん。たとへば春を青帝といへるを。青皇ともいひ。又春の時氣を青陽といへるを。後には孟陽。仲陽。栽陽ともいへるがごとし。孟陽は正月。仲陽は二月也。陽字の上に孟。仲の文字を加へて。月々に配當せる名なり。陽春などいへるは。たゝ春をいへるなり。月々にあてたる名目にはあらず。陽字の義春といふ意と同し。初春。仲春といふべきを孟陽。仲陽といひ。又春風を陽風といひ。春の木を陽樹と（元帝纂要）みえたり。日本書紀（神武紀）云。東征五年戊午。春二月丁酉朔丁未。皇師遂東舳艫相接云々。」萬葉集卷第一。天皇四年乙亥春二月乙亥朔丁亥。十市皇女阿閉皇女。參赴於伊勢神宮。」和名類聚鈔（歲時部）云。二月仲春。」奥義抄云。二月さむくて更に衣をきれば。きぬさらきと云をあやまれるなり。」曾丹集云。「わきもこか衣きさらきかせさえて。ありしにまさる心地かもする」。八雲御抄（時節部）云。二月きさらき。」下學集云。二月衣更着。此月餘寒猶嚴。故衣更着也。」壒囊抄云。二月夾鍾。仲春。仲陽。」類聚名物考云。二月きさらき。衣更着。寒さの冴かへり堪かたければ。衣を更に重ね着るのよし舊說あり。今思ふに正月に春の來たるか。又いよ〳〵春色の増れば。來更來の意にや。この次を彌生といふ語勢に似たるへし。又按に此月玄鳥到と月令にみゆれば。去年の八月に雁來りしが又更に來るの意歟。」日本歲時記云。二月の和名を衣更着といふ。此月餘寒はげしくて更に衣をきれば。きぬさらきといふを略せり。」時節纂諺云。二月和名衣更着。」跡部光海翁十二月倭訓云。衣更衣陽氣を更にむかふるを云。」歲時語苑云。衣更着二月之和名也。此月餘寒猶甚。故更又着衣故名也。」語意云。二月を伎佐良藝月と云は。久佐伎波里月也。草木の芽を張出すは二月也。其久佐伎の三言の約めは伎なれば。伎とのみもいふへく。又は略くともすへし。佐良と波里は韻通なり。」和訓栞云。きさらき二月をいふ。氣更に來るの義。陽氣の發達する時なり。」古事記序云。歲次大梁。月踵夾鍾。清原大宮昇即天位云々。」年中行事秘抄云。律中夾鍾。拾芥抄云夾鍾（二月）。歲時語苑云。夾鍾二月律也。」凡河內躬恒秘藏抄云。二月むめつさ月。歌に。「鶯のかよはぬさとのやとはあらし。花さかりなるむめつき月に。友則」。俊頼朝臣莫傳抄云。雪消月二月。歌に。「年越て春こそみえす富士のねの。雪きえ月のころもふれゝは」。又云。梅津月おなしく歌に。「大空のおとやしるらん梅津月。いつくにきくも風にほころふ」。藏玉集云。二月梅見月。歌に。「とふ人もなき故鄕の梅みの月。風のなさけを袖にしる哉」。又云。二月小草生月。歌に。「綠なるけに色あさし小草生。月まちえたるむさしのゝ原」。壒囊抄云。二月は卯の月也。是天竺の孟春也。春の正方なる故に。二月を初月とす。又北斗建卯故と云々。」藻鹽草（時節）云。きさらき（きぬさらきとも但當時は不詠なり）。歲時語苑云。中春。春者總三月也。正月。二月。三月也。此月居三月中月。故云爾。時節纂諺（十二月異名）云。二月。春。夾鍾。如月。令月。陽中。」毫品通考（時候門）云。二月。仲春。春半。四陽（二月は四陽生する故なり）。夾鍾。衣更着。如月。仲春とは。三月の中分なれば也。春半も同義也。夾鍾とは律名也。夾は孚甲也。鍾は種也と注せり。言心は此月萬物孚甲し。種類分ち出れば也。孚甲とは草木の皮かつきにて出るを言也。草木の皮かつきにて出るは。甲をきたるに似たれば也。衣更着とは。此月猶餘寒つよき故に衣更にきると言義也。今如月とも書也。」新撰續法禮錄云。二月きさらきと續いふ心は。此の月にいたりて餘寒別して甚しければ。衣をかされきるとて。衣更着ともかけり。又云。二月律は夾鐘にあたる。夾は孚甲とて萬物の萠出るかたち。をの〳〵その種子の甲をいたゞきさゝけ出て。それ〳〵のすがた分明なれは異名とせり○和歌。壬二集。建保三年名所百首。「きさらきや由良のみさきに風立ちぬ。とわたる舟のぬさもとらなん」。新撰六帖。なかのはる。衣笠内大臣。「風さむみまたきさらぎの山の端に。かすむとみえて雪のふりつゝ」。前藤大納言爲家。「ながき日にまたるゝ花は咲やらて。くらしかねたる衣更着のそら」。左京大夫行家。「ながらふる身とやたのまん如月の。春の日をくるこゝろならひに」。右大辨入道光俊。「二月やけふはつ午のしるしとて。いなりの杉はもとつ葉もなし」。○正誤。東雅云。キサラキなといふかことばも。ふるく釋せし所のことばは。其釋なからむには。空さへかへりぬる月也ともいへと。しかるへしとも覺えす。古語にキサとも。キサケとも。キサキとも。キサイともいひし事ともあれと。其釋せし所の義とはおなしからす云々（按に。きさらきの和訓。いとむつかし。されと空さえかへりぬる月なりともいへと。しかるへしとも覺えすといひ。キサとも。キサケとも。キサキとも。キサイとも云し事ともあれど。其の釋せし所の義とはおなしからずといふは。いはすとも義たかへる事もとよりなり。奥義抄をはしめとして。下學集なとも。みなきぬさらきの義にいひ。又きさらきは氣更來の義にとる說もあり。二月はさえかへり餘寒をもよほしつれは。衣を更に着ると云義也）。惠美須草云。二月をきさらきと稱する事は。衣更着と云意。重着を止て肌に更に衣をきるといふ義なり。奥義抄の意とは別也（按に古人みな衣更着の意といへり。奥義抄もおなしきを。奥義抄の意とは別也といふはいかゝ。且きさらきを稱する事は。衣更着と云意といひなから。其

下に重着をやめて肌に更に衣をきるといふ義なりとはいかゝ。おなし事を重ねいふに似たり。いとおぼつかなき辨なり。肌に更に衣をきるといふ義ならは。奥義抄と意別なりとはいふへからす。同意なる事明けし）

【やよひ】とは三月をいふ。日本書紀（神武紀）の訓にはしめてみえたり。中むかしよりして。やよひ。文字彌生と（奥義抄）かけり。草木のいやおひしけれる比なれはいふなるへし。やよひにうるふ月の有ける年と（古今和歌集詞書）いひ。草木いよ〳〵おふる故に。いやおひ月といふをあやまれりと（奥義抄）いひ。一切草木芽至二此月一彌生。故云二彌生一也と（下學集）いひ。草木の彌生てふよし古説のことく成へしと（類聚名物考）いひ。萬物彌生する也と（跡部光海翁説）みえたり。三月をやよひ月といふは草木いやおひ月也。二月に芽をはり。三月にしける故に彌生といふ（語意）いひやよひ三月をいふ。彌生の義。よと也と通す。春三月を生月。氣更來。彌生と次第したる名成へしと（和訓栞）いへるそ。けにもと思はるゝ説なり。本居宣長いひけらく。凡て月々の名とも。昔より説共あれと皆わろし。其中にたゝ三月を彌生なりと云類のみはよしと（古事記傳訶志比宮卷）みえたり。彌生は古今人々の説々同一致なれは。義論はいさゝかもなき也。扨異名は暮春と（和名類聚抄）いひ。律名を沽洗と（拾芥抄）みえしは。律中二沽洗一と（禮記月令）にみえしによられしなり。さはなつきと（秘藏抄）いひ侍るも此月の異名なり。又花津月と（莫傳抄）いひ。夢見月とも（同上）いひ。花見月。櫻月。春惜月とも（藏玉集）いへり。西土にては季春と（禮記月令）いふも此月なり。又寎と（爾雅）書るも別名にして。三月得レ丙則曰二修寎一と（同上）みえたり。季春之月。其音角律中二姑洗一と（淮南子）いひ。三月其名青章と（史記）いひ。三月を暮春。末春。晩春と（元帝纂要）いひ。三月。季春。暮春。載陽。華節。寎月。末垂と（事物別名）みえたり。いつれも此月の別名なり。日本書記（神武紀）云。二年乙卯三月甲寅朔巳未。徙入二吉備國一起二行宮一以居レ之云々。」萬葉集卷第一云。明日香川原宮御宇天皇代。五年三月戊寅朔。天皇幸二吉野宮一而肆宴焉。」古今和歌集卷第一（春歌上詞書）云。やよひにうるふ月の有ける年よめる云々。又（同上）云。やよひに鶯のこゑ久しくきこえさりけるをよめる。又（同上）云。やよひのつごもりかたに山をこえけるに。山河より花のなかれけるをよめる。」和名類聚鈔（歲時部）云。三月暮春云々。」拾芥抄云。沽洗（三月）秘藏抄云。三月やよひ。歌に。「暮て行彌生のそらをなかむれは。八重の霞をかへるかりかね。敏行朝臣」。又云。さはなさ月。歌に。「古郷へかりも鳴つゝかへるなり。さはなさ月に春やなりぬる。友則」。莫傳抄

云。花つ月三月。歌に。「花つ月花より後の名のあらは。むなしく我は袖ぬれぬへし」。又云。夢見月同。「櫻ちるはつせの山の夢見月。あらしのはなのゆきのなかやと」。古今六帖云。やよひ云々。」奥義抄云。三月風雨あらたまりて。草木いよ〳〵おふる故に。いやおひ月といふをあやまれり」。藏玉集云。三月花見月。歌に。「薄みとり空もひとつの花見月。なへて心もあくがれぬらん」。又云。同櫻月。「なへていま盛とみゑて櫻月。うすくもりなるよもの山のは」。又云。同春惜月。「かすならぬ身をもおもはす日をかされ。くれ行はとの春惜月」。八雲御抄（時節部）云。三月やよひ云々。新撰六帖云。やよひ云々。」下學集云。三月彌生。一切草芽。至二此月一彌生故謂二彌生一也。」壒囊抄云。三月沽洗。季春。暮春。暮陽。花月。」藻鹽草云。やよひ（やよやよひなとよめり）。花見月。櫻月。春惜月。季春（漢）。嘉月（同）。稱月（同）。禊月（同）。桃緣（同）」類聚名物考云。やよひ草木の彌生てふよし。古説のことく成るへし」日本歲時記。三月節を清明と云。中を穀雨と云。三月の異名。季春。寎月。蠶月。律を姑洗といふ。和名を彌生といふ。」時節纂諺云。三月。季春。沽洗。暮春。寎月。春陽。修禊。暮律。嘉月。花飛。花老。五陽。彌生（和名）」歲時語苑云。三月季春（三月者春時之季月故云）。花月（此月百花寺院社庭開酒宴遊興多月也）。姑洗（三月律也。律歷志云。洗絜也。言陽氣洗レ物辜絜之地。位二於辰一在二三月一）。禊月（此月行水邊而祓禊疾疫故曰禊月）。五陽（十一月冬至一陽生。十二月二陽生。正月三陽生。二月四陽生。三月五陽生地上也）彌生（三月之和名也。春者爲生物之時。而至此月萬物彌生故曰彌生也）。跡部光海翁（十二月倭訓）曰彌生萬物彌生するなり。」惠比須草云。三月をやよひと稱るは。彌生と云ふ意にて。春風の氣を以て山木里草ともに。いや生る時なれはいやおひ月と云を略して。やよひといふ云々」語意云。三月をやよひ月と云は。草木伊也於比月也。二月に芽を張三月にしける故に彌生といひ（いやのいを略くは常多し）。草木をいはぬは上の二月にいひしかは。ゆつりて畧けり。月の名多くは他の月と相對へていふなり。」和訓栞云。やよひ三月をいふ。彌生の義よとおと通す。春三月を生月氣更來彌生と次第したる名なるべし」本居宣長（古事記傳訶志比宮卷）曰。凡て月々の名とも昔より説ともあれと。皆わろし。其の中にたゝ三月を彌生なりと云類のみはよし云々。」壺品通考（時候門）云。三月清明（三月の節也）。穀雨（三月の中也）。晩春。暮春。五陽（此月五陽生す）姑洗。彌生。季春。抄春。姑洗は律名也。姑は故也。洗は鮮也。此月萬物故を去りて新につく。枝葉をかへ改て鮮明ならすと言事無故にしか言ふ。彌生とは。一切の草木此月に至りて漸く

生する故に彌生といふ也○彌生とは○やゝおいろといふ略語なり○○和歌○曾丹集○暮の春三月はしめ○「はゝこつむ彌生の月になりぬれは○ひらけぬらしなわか宿の桃」○月淸集○千五百番歌合○「うち詠春の彌生のみしか夜をゝれもせてひとりあかすころかな」○新撰六帖○やよひ○衣笠内大臣○「あつさ弓末のゝ草のいやおひに○春さへ深くなりてしにける」○九條三位入道知家○「淺みとり野邊の草木のめもはるに○比は彌生の名こそしるけれ」○左京大夫行家○「今はゝや春の日かすやたけぬらん○やよひの月ははしめなれとも」○右大辨入道光俊○「山櫻なきかおほくもちるはなに○春のやよひの日かすをそしる」○○正誤○東雅云○ヤヨヒなといふかことき○ふるく釋せし所のことき○其の釋なからむには○草木の生ひそふる月也ともいへと○しかるへしともおほえす(按に三月を彌生といひ侍るは○草木のいやおひそふ義なる事明なり○いにしへ今の人々の說おなしきに○ひとり白石のみしかるへしともおほえすといはれしは誤れりといふへし)

【うつき】は四月の和名なり○ふるくより所見あり○當時四月之上旬と(古事記訶志比宮記)いひ○戊午年夏四月と(日本書紀神武紀)いひ○八重疊平群乃山爾四月與と(萬葉集)いひ○宇能花能佐久都奇多知奴とも(同上)みえたり○今少し世くたりては○うつきにさける櫻をみてと(古今和歌集詞書)いひ○うつきとて咲うの花にこつたひてと(秘藏抄)いひ○うの花月をなにといはましと(莫傳抄)いひ侍るは○萬葉集のうの花の咲月立ぬといふによりしなり○又卯の花月夜さかりすき行と(藏玉集)いひ○四月うつきと(八雲御抄)みえたり○さて四月を卯月と名付たる義を解しは○奥義抄に○うのはなさかりにひらくる故に○うの花月といふをあやまれりとみえたり(下學集○萬葉考別記○類聚名物考○歲時語苑○日本歲時記○和訓栞等書○この說によれり)○扨また四月の異名のことくにいたりては○秘藏抄なとに出たるをはしめとやいはん○いはゆる此月をこのはとり月と(秘藏抄)いひ○又夏初月と(莫傳抄)いひ○ゐとりはの月と(藏玉集)いひ○花殘月と(同上)いひ○又首夏と(和名類聚鈔)いひ○孟夏と(年中行事秘抄)いひつるも漢名なり○仲呂と(拾芥抄)いふは律名なり○是則禮記月令に○其音徵律中ニ中呂一といふによりしなり○扨西土にて書にみえしは○惟四月哉生魄と(尙書)みえ○四月秀葽と(毛詩)みえたり○異名のことくに至ては○孟夏之月と(禮記)みえ○滔々孟夏と(離騷)みえ○孟夏之月其音徵と(淮南子)見えたり○其音徵律中ニ中呂一と(禮記)みえしを始めとして○孟夏之月其音徵律中ニ仲呂一と(淮南子)みえ○四月律謂ニ之仲呂一と(白虎通)見えたり○麥秋は禮記月

令に○靡草死○麥秋至といふにはしまれり○管子にもみえたり○余月と四月をさしていふは○四月爲レ余と(爾雅)みえしによりて○後世月字をそへしなり○四月得レ丁則曰ニ閼余一と(同上注)みえたり○又躡踵と(史記天官書)みえたるを通俗志○令廣義等には○躡蹟に作れり○いつれも四月の名也○正陽は陽德用レ事則和氣皆陽○建巳之月是也○故謂ニ之正陽之月一と(西京雜記)みえ○又正陽月作慝木作レ慝謂ニ陰氣一也と(歲華紀麗)見えたり○此月純陽の月にして○無陰氣の月なり○故に陰月ともいへり○いはゆる此月純陽疑ニ於無レ陰○故亦謂ニ之陰月一と(西京雜記)みえたり○始夏と云は○晉恭日○今始夏百穀權輿○陽氣胎養之時と(後漢書)みえしによれり○又此月首夏ともいへり○四月は夏の初月なれは○始夏とも首夏ともいふなり○孟始首の三字○いつれもはしめの義なり○首夏猶淸和と(謝靈運詩)みえたり○淸和も此月の名なり○四月は純陽の月にして○空色淸くすみ○時氣和するを以て名付しなるへし○淸和の注○首夏猶淸夏と(歲華紀麗)みえたり○又此月乏月の名目あり○四月也○是謂ニ之乏月一○冬穀既盡○夏麥未レ登と(元帝纂要)みえたるによれば○此月穀物つきてともしければ○穀乏き義をとりて乏月といへるなり○維夏は○四月維夏と(毛詩)みえたり○純乾の名目は事物別名にいてたり○右にいつるところ○何れも四月の名目なり○維夏の名唐の韓鄂之撰歲華紀麗にも載たり○猶異名あまたあるべけれど○ふるくよりみえし名目計をあくるのみ○古事記(訶志比宮記)云○亦到ニ坐筑紫末羅縣之玉島里一而○御ニ食其河邊一之時○當ニ四月之上旬ニ云々○」日本書紀(神武紀)云○戊午年夏四月丙申朔甲辰○皇師勒レ兵歩趣ニ龍田ニ云々○」萬葉集卷十六(有由緣雜歌)云○伊刀古名兄乃君云々○八重疊平群乃山爾四月與ニ右乞食者詞○又卷第十八云○宇能花能佐久都寄多知奴保等登藝須伎奈吉等與米余數布里多里登母○右四月一日○掾久米朝臣廣縄之館宴歌○守大伴宿禰家持作レ之○」古今和歌集卷第三(夏歌詞書)云○うつきにさける櫻をみてよめる○」和名類聚抄云○四月首夏云々○」秘藏抄云○「うつきとて咲うのはなにこつたひて○いつしかきなく山ほとゝきす○源宗于」○古今帖云○卯月○歌に○「春すきて卯月になれはさかき葉の○ときはのみこそ色増りけれ」○莫傳抄云○「夏雁のかへるこしちのとなみやま○うの花月と何をいはまし」○奥義抄云○うのはなさかりにひらくる故に○うの花月といふをあやまれり」○八雲御抄(時節部)云○四月うつき○」藏玉集云○卯花月○「うちはふきいまもなかなん郭公○卯の花月夜盛りすきゆく」○下學集云○卯月此月卯花盛開○故云ニ卯月一也○」藻鹽草(時節部)云○四月○卯月○卯花月○」類聚名物考云○四月うつき、卯花月の、よし古說に

ツキノ

いへり。今按に。卯つ木つきなるを。つきと云詞の重なれば。一を略てかく云か。」日本歳時記云。四月の和名を卯月と云。卯の花盛に開くる故に。うの花月といふを畧せりと奥義抄にみえたり。」歳時語苑云。卯月四月之和名也。此月空疏花盛開發。故曰二卯花月一。今畧レ之言二卯月一也。」歳節序記」四月異名。孟夏。余月。乾月。六氣。純陽。新夏。麥秋。首夏。仲呂。和名卯月。」時節纂諺云。四月孟夏。仲呂。首夏。麥秋。靑和。六陽。余月。純陽。乾梅。和名卯月。」萬葉考別記云。四月を宇月と云は。空木花月てふ事也。集中に宇の花の咲月立はと四月をいひて。こはこの月専らなる物故に名とするを。早苗月。霜月なとの如し。かくて此木は中虚なれは。宇都木といへは。其花をはうつ木の花といふへきを略きて。うの花といふ。そを月の名に呼時は。いよ〳〵略きて宇月といふ也。或人はうゑ月をといへと。植をはふきて悪とこそいへ。早苗は専ら五月植るなり。」惠美須草（森宮龍翁撰）云。四月を卯月といふ事は。卯の花の咲ころなれは。卯の花月と云を畧して卯月と云。」和訓栞云。うつき。卯花月ともいふの義といへり。四月には此花盛り也。又周正の四月は卯月也と。詩の注にみえたりといへり。」毫品通考云。卯月。此月卯の花さかんにひらく故也。」秘藏抄（異名）云。このはとり月。歌に「たづれてはなにかもすへき郭公。このはとり月きなはなかなむ。」莫傳抄（異名）云。夏初月。四月歌に「郭公聲はけふまて夏は月。音羽の山のかきのいはりに」。藏玉集云。四月得鳥羽月。歌に「藤の花夏にかへれるおく山の。下にやまたんゑとりはの月」。又云。花殘月。歌に「暮はてん春の名殘や山ふかみ。しけみ隱れの花殘し月」。藻鹽草（時節部）云。得鳥羽月。花殘月（こゝに藏玉集の歌を載たり）。孟夏（漢）。中呂（同）。余月（同）。正陽（同）。清和（同）。年中行事秘抄云。四月月令云。孟夏之月日在レ畢。斗建レ巳之辰律中呂。」拾芥抄云。仲呂（四月）。壒嚢鈔云。四月。仲呂。孟夏。初夏。首夏。維夏。」毫品通考云。仲呂。麥秋。首夏。初夏。新夏。純陽。六陽。仲呂は律名也。呂は助也。言心は此月陽氣盛に長して。陰亦成功を助く。故にしかいふ。麥秋とは此月麥を刈をさむる故に麥秋と言也。純陽とは純はもつはらとよむ。四月には六陽こと〳〵く生する故に。純陽の時とも言と也。」日本歳時記云。四月の異名。孟夏。余月。乾月。律を仲呂といふ。」歳時語苑云。新夏（此月者春三三過去而今新夏氣至故云）又云。中呂（四月之律也。歷志曰。言微陰始起。未成著於其中。中旅助姑洗宣氣齊物也。位巳在四月）新撰續法禮錄云。四月の律は仲呂にあたる。云心は陽氣さかんにきはまりて。天地の中に大にみてり故に中にかくるとそ○正誤。東雅云。卯月といふ事は。詩の豳風に四之日といふ事を。周正の四月は卯月也とみえしものともあるなり。周正の如きはさもこそあらめ。夏時を行はれんに至ては。四月を卯月と云へき事にあらすなといふ事もあるへけれと。今も猶四月を卯月といふといふ事は。たとへは上巳といふはもとこれ三月上旬の巳の日をいふ事なれと。魏晉より後には巳日にはあらねと。三日をもて上巳といふ事のことし。ウノハナの咲ぬる月なれは。卯月といふなりといふ說のことき。しかるへしとも思はれす。ウツキといふ木はその中のウツホなれは。ウツホとなつけしに。其花のたま〳〵卯月に咲ぬれは。卯花月なともしるせしなり（按に萬葉集に。うの花の咲月たちぬとみえ。又俊賴朝臣の歌に。「夏臨のさへるこしちのとなみ山。卯の花月とないはまし」とよみ。うの花盛りにひらくる故に。うの花月といふと清輔朝臣もいひたるを。ひとりしかるへしとも思はれすと云しはいかゝ）。跡部光海翁十二月倭訓云。卯月産月也。彌生を受て云（按に是異說なり。卯月を産月と云ことさらにうけかはれぬ說也）古事記傳（訶志比宮卷）云。四月は宇豆紀と云。然名けたる意は未考得す（按に是も前文にいへることく。萬葉集の歌によらはしかるへきを。宣長のしかなつけたる未考得すといひしは。荷擔しかたし。訶志比宮の御世は。實持卿の時世よりはるかに年代へたゝりて。上世の事なれは。萬葉集の歌の義とはことならんとおもへるにや。いかて眞淵の說にしたかはさりしにや）。

【さつき】は五月の和名なり。日本書紀（神武紀）萬葉集（夏雜歌）等にみえたり。これよりいとふるく神代に。五月の文字みえたるは。いはゆる晝如五月蠅而沸騰之云々と（日本紀神代卷）みえしそ始なる。さてさはへなすわきあかるとみえしは。此月にかきりて。蠅多く群かれる事をいへるならん。さて五月蠅。此云二左魔陪一と（同上）みえたるをもて考ふるに。五月の二字を以てサと訓するは。五十鈴姫命と（同上）見えたる五十の二字。イといふにおなしく。二字一言なり。しかれは。五月をサとのみもいふへけれと。月の名にとなふる故に。さつきと訓たり。さは小なる義なり。すへて物小なるをさゝやかといひ。小石をさゝれといへれは。さなへ月といふへきを。中畧してさ月とはいふなるへし。猶卯花月を。うつきといふか如し。さなへといふは。文字早苗とのみふるくより書たれとも。小苗の義しかるへし。いかにとなれは。早苗は。はや苗の義也。はや苗といふは。今いふ早稻の事なり。歌にかつしかわせなとよめる。わせといふへき。早稻晩稻をしなへて。苗を植るをさなへとるといふは。わせおくての差別なきに似たり。早稻の苗を植るを早苗とるといはゝあたれり。晩稻の苗を植るを。早苗とるとはいふへからす。さなへとは。さゝなへといふ

語の下略とおもはる。小苗と書せば。早稻晩稻なしなへてさなへとるといひてもしかるへし。凡さなへ植る事は。土地により早晩の差別はあれと。大かたは五月にもはら植るなり。古人さ月の訓義をとくことまち〳〵なれとも。多くさなへ植月といふ義に說をたてゝ。さなへの訓義に心つかさりしなり。さて萬葉集より後の書に。さつきといふ名目のみえしは。古今集。さ月まつ山ほとゝきすとよめる歌をはじめとして。後撰集。拾遺集以下。代々の勅撰に出たり。五月といふ義を解るは。田うゝる事さかりなる故に。早苗月といふを誤れりと（奥義抄）みえしそはじめなる。八雲御抄には。五月さつきとのみしるし給ひ。又五月さつき。さみたれ月なるよし古說にみゆ。されともさみたれをさとのみ一言にいふ事。あまりの略言にや。此月を早苗の頃とすれば。さなへの略言かともみゆ。既に或說にしかいへりと（類聚名物考）いひ。五月をサツキといひ。又世の人今もなをつゝしむへき月也なともいふ也。此月の事は舊事記にみえし所なれは。古の時の名也けむともしらるゝ也。サツキといふ事は。早苗とる月なれは。早苗月と云しをサツキとはいふ也といふ說も。いかがあるへきと（東雅）いへるはいふかし。五月稻苗月也と（跡部光海翁說）いひ。五月の和名をさつきといふ。田うゝる事さかりなるゆゑ。さなへ月といふと（日本歲時記）いひたり。此月の異名も授雲月。又たくさ月と（秘藏抄）いひ。賤男染月。又月不見月。又橘月。吹喜月と（藏玉集）いへり。さて又仲夏と（和名類聚抄）いひしは。星火以正ニ仲夏一と（尙書堯典）いへるにより。鶉賓と（拾芥抄）みえしはともに禮記月令によりし名目なり。西土に此月の名目あまたみえたり。五月のはしめてみえしは。五月巡守と（尙書舜典）いひ。惟五月丁亥王來レ自レ奄と（尙書多方）みえ。五月爲レ皐と（爾雅）いひ。五月得レ戌則曰ニ厲皐一と（同上）みえ。皐月とも（事物別名）みえたり。又此月を梅夏と（歲華紀麗）みえ。梅月とも（下學集）みえたり。又角黍之秋。又浴蘭之月と（歲華紀麗）みえしは。大戴禮。楚辭等に。浴蘭の字出たれは。其の以前よりいひし事なるへし。長至或は鳴蜩。鳴鵙と（事物別名）みえたるも。いつれも此月の異名なり。藻鹽草に載し薰風といふ名目は。長日助ニ威稜之勢一。薰風同ニ長育之恩一と（歲華紀麗）みえしなとにやよりしならん。又風名ニ黃雀一。雨曰ニ濯枝一と（同上）いひ。風土記曰。仲夏大雨名ニ濯枝雨一。六日方止。東南常有ニ風至一。曰ニ黃雀長風一。亦曰ニ薰風一と（同上）見えたり。猶此月の名あまたあるへけれと、出所正しからさるは省きぬ。暑月大火（藻鹽草）超夏（壒囊抄）陰月と（歲時語苑）みえたるは。出典いまた考す。世俗今月をよからぬ月と言ひ傳へしは。禮俗及び荊楚歲時記に。五月俗稱ニ惡月一多ニ禁忌一とみえ。又た曝牀薦席。及忌レ蓋レ屋と（荊楚歲時記）見えたるは風俗通によりしなり。新野庾寔嘗于ニ五月五日一曝レ席忽見ニ一小兒死ニ于席上一。俄失レ所レ在。其後寔子亡。因相傳以爲レ忌と（異苑）出たり。此外此月は種々凶事多かり。楚の屈原か故事。晉の介子推か火にやかれ死せし事。又た曹娥か父の溺死するによりて。江によりそひてなけきかなしみ。晝夜聲をたゝす。七日に及び遂に江に投して死したり。世俗此月を以て惡月とするもむへなり。今猶は皇國にてもこの月をいみはゝかる事。西土の風俗とおなし。且其上此月河水に溺死するもの至て多し。年々一邑一郡にて溺死する人。十數をもて數ふ。しかれは數郡數國においては。其數あけてはかるへからす。尤愼しむへき月なり。日本書紀（神代卷）一書云。高皇産靈尊勅ニ八十諸神一曰。葦原中國者。磐根木株草葉猶能言語。夜者若ニ熛火一而喧響。晝者如ニ五月蠅一而沸騰之云々。又（同上）云。五月蠅此云ニ左魔倍一云々。又（神武紀）云。戊午年五月丙寅朔癸酉。軍至ニ茅渟山一城ニ水門一云々。萬葉集卷第三（挽歌）云。角障經石村之道乎云々、霍公鳥鳴五月者云々。右石田王卒之時山前王哀傷作歌。或云。柿本朝臣人麻呂作。又（同上）云。掛卷毛文爾恐之云々。五月蠅成驟騷舍人者白栲爾云々。右天平十六年甲申春二月。安積皇子薨之時。內舍人大伴宿禰家持作。又卷第五（雜歌）云。靈尅內限者云々。五月蠅奈周佐和久兒等遠云々。右山上臣憶良重病思兒等歌。又卷第八（夏相聞）云。五月之花橘乎爲君珠爾貫零卷惜美。右大伴坂上郎女歌。古今和歌集卷第三（夏歌）云。五月まつ山郭公打はふき。今もなかなんこその ふる聲。和名類聚鈔云。仲夏。秘藏抄云。五月さつき。歌に郭公さつきの空にうつもれて。花立花の枝うつりなく。奥義抄云。五月田うふることさかりなる故に。早苗月といふを誤れり。八雲御抄（時節部）云。五月さつき。秘藏抄（異名）云。五月さくも月。歌に。池へなるまこもましりのあやめ刈。宿にかさしつさくも月とて。莫傳抄（異名）云。授雲月。多草月。歌に。五月雨に空もすくなきさくも月とは是をいはまし。藏玉集云。五月賤男染月。歌に。いかゝして背のを空をさして行ん。しつまの空の五月雨の頃。又云。月不見月。歌に。五月雨のはれまもみえぬ空よりや。月みす月といひはしめけむ。又云。橘月。歌に。たか代より橘月の名をとめて。しのふ昔のおもひ出らん。又云。吹喜月。歌に。時鳥初音の後も吹喜月。猶あかなくになちかへりなけ。拾芥抄云。鶉賓（五月　下學集云。五月梅月（又云送梅月。此月送盡梅子故云爾）壒囊抄云。五月鶉賓。仲夏。超夏。藻鹽草云。さ月。賤男染月。橘月。吹喜月（以上三名藏玉集の名也所引和歌畧之）。仲夏（漢）。暑月（同）。大火。

ツキノ

ツキノ

(同)薫風(同)。皐月(同)。類聚名物考云。五月此月を早苗の頃とすれば。さなへの畧言かとも見ゆ。既に或說にしかもいへり。又云。五月の異名仲夏。皐月。鶉月。律を㽔賓といふ。」跡部光海翁曰。五月稻苗月也。」萬葉考別記云。五月を佐都岐といふは。淺苗月てふ事也。言は佐奈倍の佐奈の約は佐なり。倍は略く。且その佐奈倍の佐はあさの略きにて。佐蕨佐百合などの佐に同じ。淺は短く小きをいふ事。淺つ葱。淺芽などの如し。かくて稻苗を植るは天下專らなる事故に言を畧きて此月の名とせり。」和訓栞云。さつき五月をいふ。早苗月也といへれと。幸月なるべし。狩は五月を主とす。神代紀に。五月蠅をさはへとよめれは。古き詞也。源氏にさつきのせちといふは。五日をさせり。」毫品通考(時令門)云。五月芒種。夏至。㽔賓。梅月。皐月。仲夏。盛夏。㽔賓㽔は說文に草木花垂貌と云り。言心は此月一陰生す陰氣幼小なる故に。下に萎㽔する也。賓は客の心也。一陰の氣來て賓となる也。梅月一名梅送の月共言也。此月梅子を送りつくす故也。皐月さつきとよむ也。さなへ月と言二字中略なり。五月は田を植る事さかりなる月なれぱなり○正誤。東雅云。舊事記邪神之音サハヘなせしといふ事。三たびみえたり。それか中二つは狹蠅の字を用ひ讀て。サハヘとし。一つは五月蠅の字を用ひ讀事狹蠅のことし。さらは上宮太子の頃ほひ。五月をよひてサツキといひし事。既にありしにや。其餘のこときまたいかにやありけん(按に日本書紀神代卷に。五月蠅の字をサハヘとよめり。古事記には。狹蠅の字のみにて。五月蠅のはみえ侍らす。神武紀にも其證あり。さるを上宮太子の頃ほひ。五月をよひてサツキといひし事。既にありしにやといはれしはいかゝ。五月丙寅朔癸酉軍至茅渟山城水門とあるそ。たしかにて此月をさつきといふ證となすへきなり)又云。サツキといふ事は。早苗とる月なれは早苗月といひしを。サツキとはいふ也といふ說も。またいかゝあるへき。舊事記にみえし所は前にしるせし事の如く。サナヘといふも。サハヘといふかとく。是此月の名によりてこそいひしとはなるへけれ(按にサツキといふことは。早苗月といひしを。サツキとはいふ也といふ說も。いかゝあるへきと辨せしは。荷擔しかたし。ふるくは奥義抄なとをはしめとして。みなさなへてふ義にとれり。又たサナヘといふもサハヘといふかことくと辨せるもとり難し。サハヘとは古事記。日本書紀等に。狹蠅の字。又日本書紀五月蠅の字をも塡たり。しかれは狹は小なる義なり。又蠅はもとより小なるものなれは。さなへといふ也。凡此月蠅多くして飛鳴すれは。さはへなすさわくとれりとも。萬葉集にみえたり。さるをサナヘといふも。サハヘといふかとしとはいかゝ)。類聚名物考云。五月さつきさみたれ月なるよし古語にみゆ。されともさみたれをさとのみ一言にいふと。餘りの略言にや。今按に千五百番歌合。五月雨をよめる。俊成卿の歌に。「さなへ月さみたれ初るはしめとや。よもの雨雲くもり行らん」とあれは。此月を。早苗の頃とすれはさなへの略言かともみゆ。既に或說にしかもいへり。又按に。古事記(上)神の音如狹蠅とあるを。日本書紀には五月蠅と書れたるを思へば。此月は夏至の時にて夜の極めて短き程なれば。短夜月の意にて。狹夜をいふにやあらん。小夜と書も小狹とかよひて。ちさきにもみしかき事にも狹衣小迭の類也(按に此月を早苗の頃とすれは。さなへの畧言かとも見ゆ。既に或る說にしかもいへりといひながら。古事記。日本書紀等にみえたる。五月蠅狹蠅の字を引付て。此月夏至の時にて夜の極く短き程なれは。短夜月の意にて。狹夜をいふにやあらんといひしはいかゝ)。

【みなつき】は六月の和名にして。ふるくより物にみえたり。いはゆる戊午年六月(ミナツキ)と。日本書紀(神武紀)しるせるそはしめなる。夫より以下は。萬葉集に。不盡嶺爾零置雪者六月。十五日消者其夜布里家利(フシノチニフリオクユキハミナツキノモチニキユレハソノヨフリケリ)とよみ。古今和歌集夏歌。詞書に。みなつきこもりの日ともいひ。みなつきの河邊のはらへ小夜更てと(秘藏抄)いひ。和名類聚鈔には。此月の名季夏とのみしるして。みな月の和名を出さす。八雲御抄にも。六月みなつきとしるさせ給ひたるを。ひとり此月の名義を解るは。いはゆる農の事もみなしつきたる故に。みなし月といふをあやまれり。一說に此月まとにあつくして。ことに水泉かれつきたる故に。水なし月といふをあやまれりと(奥義抄)いへるそはしめなる。しかれは清輔朝臣の比ほひ。既に二說なるを。後世おほく前說をとらす。後說にのみよれり。水無月といふは。水かれて盡るの義也と(東雅)いひ。六月和名水無月といふ。まとにあつくして。ことに水泉かれつきたるゆゑに。みつなし月といふと(日本歲時記)いひ。水無月六月之和名也。此月炎暑甚。水泉涸盡。故曰二水無月一と(歲時語苑)いひ。水無月水氣干發するを云ふと(跡部光海翁說)いひ。水なし月といふを略して水無月といふと(惠美須草)いふたくひ。奥義抄の後說によりしなり。又た此の月の名をかみなし月と解く說あり。類聚名物考に。六月みな月。或人の雷月なるへしといへる理にこそといひ。加茂眞淵も。六月を美奈月と云。加美那利月の上下を略けり。十月は除月にて。雷のならねはかみ無月といひ。六月は專ら雷の鳴故にむかひて此名ありと(語意)いへるは。瓶木集。此月を鳴雷月といへるにかなへは。亦此の說もすてかたしといへとも。農事によりてとく方然る

へし。扨異名のときは。六月すゝくれ月と（秘藏抄）いひ。すゝくれ月。松風月と（莫傳抄）いひ。風待月。鳴雷月。常夏月と（藏玉集）いへり。林鐘と（年中行事秘抄）みえたるは律名にして。禮記月令。史記律書。淮南子時則訓。春秋元命苞。白虎通等に見えたり。猶西土にても六月といふ語の。はやくよりみえしは。尙書（畢命）に惟十有二年六月とあるぞ始なる。季夏は禮記（月令）季夏之月日在レ柳。昏火中。旦奎中。律中二林鐘一とみえしを始とせり。異名のときは六月爲レ且と（爾雅）いひ。六月得レ巳則曰二則且一と（同上注）いひ。六月且月と（事物別名）いへるは爾雅によりしにて。後世月字をそへしなり。通雅に□月猶焦月とみえたり。長列といふはもと星の名より。此月の名目となれり。史記（天官書）にいはゆる。以二六月與觜觽參星出一曰二長列一とみえたり。天中記には。史六月其名二長烈一といたせり。長夏といふは。岐伯曰。春勝二長夏一。長夏勝レ冬と（素問）みえ。注に長夏者六月也といへり。炎陽の名目は。新律將加於煩暑下伏。式啓於炎陽と（歲華紀麗）載たり。又此月の中。初伏中伏末伏といふ事あり。是を三伏といふ。故に歲華紀麗にも三伏之秋とみえたり。秋字こゝは時といふ義にとれるなり。されば此の月をさしていふなり。積陽末垂は事物別名にいてたり。ともに此月の名なり。又西域記に夏三月謂二頞沙荼月。室羅伐拏月。婆達羅鉢陀月一とあるをもてみれば。此月の事をは波達羅鉢陀月と。西域にては呼とみえたり。日本書紀（神武紀）云。戊午年六月乙未朔丁巳軍至二名草邑一。萬葉集卷第三（雜歌）云。不盡嶺爾零置雪者。六月十五日消者其夜布里家利。右詠不盡山歌作者山邊赤人。又卷第十（夏雜歌）云。六月之地副割而照日爾毛吾袖將乾哉於君不相四手右寄日。」古今和歌集卷第三（夏歌詞書）云。みな月つごもりの日よめる。」秘藏抄云。六月みなつき。歌に。「みなつきの河邊のはらへ小夜更て。たもとに秋の風かよふなり」。曾丹集云。みなつきはしめ云々。」八雲御抄（時節部）云。六月みなつき。」奧義抄云。農の事もみなしつきたる故に。みなし月といふを誤れり。一說に此月まさにあつくして。ともに水泉かれつきたる故に。水なし月といふをあやまれり。」類聚名物考云。六月みな月。或人の雷月なるへしといへる理にこそ。十月を神無月といふも陽氣なとの事にはあらで。雷の無といふ事なるへければ。是に對てさる事としらる。すへて古世にかみとのみいふは。打まかせては雷の事也。雷獄をかみなかといふか如し。月令にも八月の末に水始涸とはみえたれ。」東雅云。水無月といふは。水涸て盡るの義也といふなり。水無瀨なといふ地名もあれはさもあるべし。」日本歲事記云。六月和名を水無月といふ。まさにあつくしてともに水泉かれつきたるゆゑに。みつなし月といふを略せるとぞ。」歲時語苑云。水無月。六月之和名也。此月炎暑甚。水泉涸盡。故曰二水無月一。」跡部光海翁曰。水無月。水氣干發するを云ふ。地下年中行事。惡美須草云。六月みなつきと稱ふる事。太陽の月おのつから水かはきたるゆゑに。水なし月と云を略して水無月と云ふ。」語意云。六月をみな月といふは。加美奈月の上下を略けり。十月は除月にて雷のならねは。かみ無月といひ。六月は專ら雷の鳴故にむかひて此名あり。雷をかみとのみいへる事古への常なり（後世水無月と書はひか事ぞ）。和名類聚鈔云。六月季夏。」年中行事秘抄云。六月。月令。季夏。日在レ柳斗建レ未律中二林鐘一。」拾芥抄云。六月いすゝくれ月。歌に。「ほとゝきす古郷こひて歸るなり。いすゝくれ月になかぬ空とて」。莫傳抄云。涼暮月。六月。歌に。風吹は池に波よるいつみなる。すゝくれ月の頃にこそなれ」。又云。松風月。歌に。「雲たつみあめふり山のけふよりは。まつかせ月の夕暮そふる」。藏玉集云。六月。風待月。歌に。「松かけに床居をしつゝけふははや。風待月の夏のうとさよ」。又云。鳴雷月。歌に。「夕立は猶はれやらてなる神の。月にもなりぬ夏や暮るらむ」。又云。常夏月。歌に。「ちりはらひいもにか見せんとこなつの。月待えたる花の盛を」。壒囊鈔云。六月林鐘。季夏。晚夏。極暑。」藻鹽草云。みな月。風待月。鳴雷。常夏（按に風待月より以下。鳴雷月常夏月の名目は藏玉集を引たれは和歌は略す）。季夏（漢）。林鐘 同）。季月（同）。且月（同）。鶉火（同）〇正誤。類聚名物考云。六月みなつき。舊說に水無月といふ。されとも西土の書にも水は十月の比涸る事にて。其比、津梁を造り川の堤等をも築事にて。六月さる事をいはず。旱魃の年こそあれ。常の年に水の無といふ事もいふかし。」歲時語苑云。一說云。農事皆仕盡之義也。此說難二信用一。」地下年中行事云。年中を二季に分ちて正月より六月までを太陽といひ。七月より十二月までを太陰とする。しかれは六月は陽の終る月なれば。陽みなつきると云義もあるゆゑみなつきと云。」和訓栞云。みな月六月をいふ。水月の義なるへし。此月田とに水をたゝへたるをもて名とせり。さなへ月よりうつれる詞也。一に神鳴月の上下略也といへり。神は雷也（按に水月の義なるべし。此月田とに水をたゝへたるもて名とせりといふはとりかたし。いかにとなれは。田に十代田千代田とて。大なるあり小なるもあるへければ。水ともしき此月に。數々の田とに水をたゝへおほすへきや。されば水月といふはしかるへき說とはおもはれす）。茺長々言（時節 云美那月六月也。此言既に眞淵の考ありて。雷鳴月の上下略なるよし。いへるよしいへりしも。さる事ながら。極陽極陰にてむかへたる言は。吾國風ならす。殊に加をいひて美を略きもすへけれ

ツキノ

ど。加美な美とのみいはんよしも。おほつかなけれは。さらにひか考なたにいふ。ずへて夏三月と秋三月は。稻の事もて名つけしなれは。此月も稻の事にて名つけし。加美は實子の言。なは乃頁伞の約にて。將實生する月を約めいひしか。此月子をむすふならす。其子の穗をふくむもあり。實のらむとするまでに稻のさかえしもて名つけしならんか。乃頁の約は奈なる故に。子生んとする月を約ていふかとおほゆ。大人の考をあしといふにはあらて。かくもやとひか考をいふ也 按に類聚名物考には。西土の書にも水は十月の比涸るをにて。その比津梁を造り川の堤等をも築事にて。六月さる事をいはす。旱魃の年こそあれ。常の年に水の無といふ事もいふかしといはるゝはいかゝ。また歲時語苑に。農事皆仕盡之義也。此說難信用といへるは。全く奧義抄の說をうつなり。且其上水無月の義によるは。奧義抄によれり。これ清輔朝臣は一說となせるを。却てとりて本說をとらざるはいまたしき也。地下年中行事。みなつきるの名義。此月陽氣終る月なれば。陽みなつきると云義もあるゆゑ。みなつきと云といへるも荷擔しかたし。凡て何事によらず。辨言する時はいかなる事も道理めきて聞ゆるものなれば。私意を以てせすいにしへに隨ふへき事なり。荒頁々言には。此月の名をとく事。稻の事にていへり。いはゆる夏三月と秋三月は。稻のをもて名つけしなれば。此月も稻の事にて名付し。加美は實子の言。奈は乃頁伞の約にて。將實生する月とつゝめ云しか。此の月子をむすふならず。其子の穗をふくむもあり。實のらむとするまでに。稻のさかえしもて名つけしならんかといふもあまりまはりとほなる說ならずや。萬葉集にも六月をみな月とのみ旁訓ありて。水無月なとゝいふ字みえず。奧義抄に此月まとにあつくして。ことに水泉かれつきたる故に水なし月とは書始めしなり。清輔朝臣の農皆しつくるといふ義にてあれば。五月早苗植終りて。六月は一番草二番草とて。稻苗植付し田の草をとり終りぬれば。農事みなしつきたる義にて。みなし月てふ意なれは。奧義抄の此說と水無月との說によるへき事なり)。

【ふつき】は七月の和名なり。ふみつきといへり。扨て此名目のはしめて書にみえしは。孝昭天皇元年七月(フツキ)。遷二都於掖上一と(日本書紀)しるされしそ始なる。されと此御時よりはるかに上つよに。ふづきの名ありし事明也。神代に五月蠅(同上)といふ事みえたるも。いまいふ五月の事にて。 神武天皇紀に。む月よりしはすまでの和名みえたりしかと。ふつきのみしるされす。されと月々の名此御時にみえたれは。 孝昭天皇の御代よりはるかに上つ代の名なる事著るし。 萬葉集には秋雜歌に七月七日之夕者吾毛悲烏なとみえたり。 既にこの集にふみ月とふつきを讀りしより。 古今集。後撰集の時代には。七月を文月なといふ文字に書しるしたれは。 ふみつきとよめる事とはなれり。扨七月織女にかすとて書ともをひらく故に。文月といふを誤れりと(奧義抄)いへるは。其時代よりふるくいひ傳たる所なるへし。されとこの說にては。文月はふみひらく月と云義にとりしも。西土にて七月七日曝書する事あるによりて。ふみひらく月といふ義にとりなせしならんとおもはる。曝書の事は。早くは四民月令に。七月七日曝二經書及衣裳一不レ蠹とみえたり。崔國輔か詩。韓鄂か歲華紀麗等にもいてたり。さて八雲抄には。ふつき本はふむ月なりとしるさせ給ひ。 藏玉集なとにも。ふみひろけ月としるせる。曝書の意とおなしくおもはるれと。下學集。塵囊鈔なとにしるせるは。七月七日二星に文書を手向祭る義にいへり。 藻鹽草もこれにしたかひ。日本歲時記。 歲時語苑。 毛品通考等も。みな七月七日二星に文書を備へてまつるよしみえて。此月を文月といふ。七日たなはたにかすとてふみともをひらく。故にふみつきといふを略せりと(日本歲時記)いへり。これらの說ともは。皆曝書より事起りて。後世終に二星に文書衣裳其外種々の物共を備へて。 二星を祭る事とはなれり。さてふみつきの名は。ふくみ月の義にとるかたしかるへし。此月稻穗を含めり。八月穗を張。九月かりとるなり。類聚名物考にも。此時に稻の穗の出んとして妊む時なれはいふか。加茂眞淵もしか云り。跡部光海翁は。 稻穗見月なりといひ。谷川士清もしかいへり。此等の說えたりといふへし。 扨また奧義抄の說は。文月といふかたにつきて用ふへし。又此の月の異名をあてあひ月と(秘藏抄)いひ。七夜月。秋初月と(莫傳抄)いひ。ふみひろけ月。女郎花月。 七夕月と(藏玉集)いへり。漢名のときは。七月初秋と(和名類聚抄)いひ。 孟秋之月日在レ翼と(年中行事秘抄)いへるは。 禮記月令によりしなり。夷則(七月)と(拾芥抄)いへるは是も月令に律中二夷則一とみえたるによれるなり。此月の異名を考ふるに。 七月爲相と(爾雅)いへるそ西土にて始てみえし所也。窒相は郭璞爾雅を注して曰。 七月得二庚則一曰二窒相一とみえ。桐月ともいへり。事物別名にみえたり。大晉の名目は。史記天官書にいでたり。七月其名大晉と(天中記)いへり。七月孟秋。首秋。上秋。 肇秋。 蘭秋と(元帝纂要)みえたり。蘭月の名目は天中記。引提要錄の七月流火。 大慶烹レ葵と(事物別名)いへるは。詩豳風に七月流火。九月授衣といへるによりしなり。烹葵といふも同篇に七月烹二葵及菽一とみえたるによれり。涼月といふは。是月曰二孟秋。首秋。初秋。上秋一。又曰二涼月一と(群芳譜)みえたり。早秋新秋の名目は。 唐詩にあまたみ

ツキノ

ツキノ

えたり。此月は三秋の初なるか故に。しかとなふるなり。韓文云。是時新秋七月初金神。按節炎氣除とみえたり。類濕縛庾闍月といふも。此月を西域にてしかとなへり。此土にて七月十六日より八月十五日までを。彼土にて七月とするよし西域記にみえたり。日本書紀(孝昭天皇紀)云。元年七月。遷二都於掖上一。是謂二池心宮一。」萬葉集卷第十(秋雜歌)云。乾坤之初時從天漢射向居而云に。七月七日之夕者吾毛悲鳥。」古今和歌集卷第十九(俳諧歌詞書)云。七月六日たなはたの心をよみける云々。」後撰和歌集卷第五(秋歌上詞書)云。女のもとより文月はかりにいひをこせて侍ける。」秘藏抄云。七月ふみつき。歌に「たなはたの心もいかにさはくらん。稀にあふへきふつき つらん。貞文」。奥義抄云。七月七夕にかすとて書ともをひらく故に。文月といふを誤れり。」八雲御抄(時節部)云。七月ふつき(本はふむ月なり)。藏玉集云。七月歌に「七夕のあふよの空のかけみえて。かきならへたるふみひろけ月」。下學集云。文月(此月七夕諸人以詩歌之文獻於二星或曬書籍以供星故云文月也)。壒嚢鈔云。七月を文月と曰。七夕に諸人作レ詩。或は曬文書供二星故に曰也。又和語には親月と云。此月諸人親の墳墓に詣つるか故に爾曰と云々。」藻鹽草云。ふ月(本ふん月也)。文披月。」類聚名物考云。七月ふみつき。舊說に文書をかよはし消息を贈るといふも時に限るへからさるに似たり。今按此時に稻の穗の出んとして妊む時なれはいふか。はらむは。ふくむ。ふくみともいふて。含を訓り萬葉集に。花のふゝむともいへり。其意なるへし。」日本歲時記云。七月の和名を文月といふ七日たなはたにかすとてふみともをひらくゆゑに。ふみつきといふを略せり。」歲時語苑云。文月(七月之和名也。當月七日曬書。故曰文月。一說曰此月七夕諸人以詩歌之文獻二星。故曰文月。蓋二說同意)。跡部光海翁(十二月倭訓)云。文月。穗見月也。稻穗能く見るを云ふ。」語意云。七月を布美月といふは。保布々美月の上下を略きいふ也。稻は七月に穗を含めり。萬葉に布久むなは布々萬里と云を。布々と略き。又ほとのみもいへり。かの春の二月三月は草木の萌茂るもていひ。秋三月は稻もていふなり。」古事記傳(詞志比宮卷)注云。師の考に。七月は穗含月也といはれたるなどは。さもあるへし云々。」和訓栞云。ふみ月。七月をいふ。穗見月の義なるへし。小苗月。水月。穗見月と次第し。稻穗の出そむるをいふなり。物にふつきともいふは略語なり。」毫品通考云。文とは七月七日には諸人詩を作り。或は文書をさらして。二星に供ふる故に文月と言也。親月とは此月諸人親の墳墓へ詣つる故にしか言。」和名類聚鈔云。七月初秋云々。」年中行事秘抄云。七月。月令曰。孟秋之月。日在レ翼。斗建レ申。律中二夷則一。」拾芥抄云。夷則(七月)云々」秘藏抄云。七月めてあひ月。歌に。「七月のめてゝあひ月まちえつゝ。いかに心のうれしかるらん。酒井人眞」。莫傳抄云。七夜月七月。歌に「彦星のけふや逢らんなゝよの空の宵のまきれに」。又云。秋初月同。歌に「風なくは何をかいはん松風の。秋のは月を音にこそしれ」。藏玉集云。七月女郎花月。歌に「七夕の契の色にたくへてや。名つけし事も女郎花月」。又云。七夕月。歌に「鵲のより羽の橋も心せよ。七夕月の比まちえたり」壒嚢鈔云。七月夷則。孟秋。上秋。初秋。初南。新秋。肇秋。」藻鹽草云。孟秋(漢)。夷則(同)。涼月(同)。相月(同)。金神(同)日本歲時記云。七月の異名。相月。孟秋。涼月。律を夷則と云。」歲時語苑云。七月孟秋(字彙曰孟始也。乃初秋意七月秋之始也)涼月(此時也夏氣去。而秋氣至。故來涼風因呼涼月)夷則(七月律也。律歷志曰則法也。言陽氣正法度而使陰氣夷當傷之物也。位於申在七月)。三陰(此月也三陰生地上之月也。五月夏至一陰生。六月二陰生。七月三陰生。故曰爾)。又云。新月(同七月之和名也。此月諸人詣親墳墓。故和朝呼而曰親月)。毫品通考云。七月立秋(七月の節)。處暑(七月の中)肇秋。孟秋。初秋。新秋。夷則。夷則者律名也。夷は傷也。則は法也。言心は此月。萬物初て傷られて刑を蒙むるなり。」和歌。初秋「はつ秋の空に霧たつからころも。袖の露けき朝ほらけかな。みつれ」。「あつまちのいさめの里は初秋の。なかきよを獨あかす我なそ」。「こからしの秋のはつ風吹ぬるを。なとか雲ゐに雁のこゑせぬ」。新撰六帖。はつ秋。衣笠内大臣家良公「白妙のころもて涼しうちま山。あさかぜ吹て秋はきにけり」。大納言爲家「ならひそと思ひなからもかなしきは。秋の始の夕くれの空」。九條三位入道知家「かり初の柴のあみ戸を吹あけて。風のたよりに秋はきにけり」。左京大夫行家。身にしむはたえまもあらし荻原や。をひ〳〵に吹秋のはつ風」。右大辨入道光俊おもひやれなへて世にある人たにも。涙おつといふ秋の初風」

ツキノ

【はつき】は八月の和名なり。葉月なともかけり。さて此月の名の始てみえしは。戊午年秋八月甲午朔乙未。天皇佩徵二兄猾及弟猾一と(日本書紀)書しるされたれと。五月蠅の文字既に神代の卷に出たれば。其時代の月々の名目ありしもしるべからず。朱鳥七年癸巳秋八月幸二藤原宮地一と(萬葉集卷一)記せるは朱鳥の年號。天武天皇の御宇なれは。神武天皇の御代より遙に年歷へたゝれり。又萬葉集の歌に。みなつき。ふ月。長月抔の名目はよめれと。は月とよめる歌みえず。後撰和歌集に。は月かはりに。又は月なかの十日計になとみえ。八月はつきと(秘藏抄)いへれど。此月の名義を沙汰せるは。奥義抄に八月木のはもみちておつる故に葉落月といふを。よこな

まれりと云るぞ初なる。漢武帝の秋風辭に。秋風起兮白雲飛。草木黃落兮鴈南歸。とあるによれるか。黃落の字。葉落月の義に合り。鴈南歸の字。「久方の雲井の鴈のこしちより。初てくるやはつきなるらん」と詠るに合り。下學集。日本歲時記。歲時語苑等。皆此說によれり。秘藏抄歌に「初鴈の聲きこゆなりはつき立。朝の原の草霧のまに」。又新撰六帖爲家卿　歌に「久方の雲井のかりのこしちより。はしめてくるやはつき成らん」とあるに。類聚名物考。月令を引て。此月初て鴈の來れは初來月なるを。辭をはふきてはつきとはいふなるべしといへるは。秘藏抄の歌とあへり。亦一說は。葉月。稻葉月也と（稻葉茂るを云ふと跡部光海翁說）いひ。八月を波月といふは。保波利月の上下をはぶきいへり。稻は皆八月穗を張也と（語意）いへり。本居宣長も語意の說にしたがへり（委細は古事記傳訶志比宮の卷に辨じ置けり）。扨以上三說を合せ考ふるに。古說新說ともに何れも理りなきにしもあらねど。秋三月は稻の成熟する次第もて解かたかるべし。所謂七月をふくみ月といふは。穗含むをいひ。八月は穗張りみのる義もて名付る也。いかにとなれば。秋といふ名は。百穀成熟の時をいふ。穀物あき滿る義にとれるなれば。かたがた秋三月は稻の事もて。とくかたしかるべし。さて此月の異名をさゝはなさ月と（秘藏抄）いひ。木染月。草津月と（莫傳抄）いひ。秋風月。月見月。紅染月と（藏玉集）いへるも。和歌よりいでし名目なり。橘春といふ名目は。漢名なるべけれど。出所詳ならず。たゞ日本歲時記にみえたれど。たしかなる書に未見當。鴈來月。燕去月などいふは。世俗の稱する名目にして。古書に載ざれども。仲秋之月鴻鴈來賓と（禮記月令）いへるによりて名づけし也。燕去月と云は。玄鳥歸と（同上）いへり（玄鳥は燕を云）。鴈來月に對して名付しなり。秋半とゝなふるも。八月は秋三月の半なればなり。あけは又秋の半も過ぬへしとよまれたる。定家卿の詠などにもとつきて名付しならん。新撰六帖。はつきの歌に。秋もはや半になれやと。衣笠内大臣（家良公）もよまれたり。漢名を仲秋と（和名類聚抄）みえしは。尙書堯典に宵中星虛以殷二仲秋一と云るにより。律名を南呂と（拾芥抄）いふは。禮記月令に。其音商律中二南呂一といへるより。異名を壯といへるは。八月爲レ壯（爾雅）みえしぞ初なる。又八月得レ辛則曰塞且と（同上注）いへるによりて。塞且の名あり。壯月といへるは。八月壯月と（事物別名）みえたり。されど壯月と月字を添へしは。後世の事なり。長王の名は。以八月與柳七星張晨出曰爲二長王一と（史記天官書）みえ。天中記には八月其名長王とみえたり。仲商は八月曰二仲商一。亦曰二桂月一と（元帝纂要）いへるによりて。騷人なとの詩文の句中に八月といふへき所に。仲商。桂月なとゝ塡ぬれば。雅趣をなすによりて是を用ひ。素秋の名は歲華記麗に出たり。日本書紀（神武天皇紀）云。戊午年秋八月甲午朔乙未。天皇使レ徵二兄猾及弟猾者一。是兩人兎田縣之魁帥也云々。」萬葉集卷第一。引二日本紀一云。持統天皇三年己丑正月。天皇幸二吉野宮一八月幸二吉野宮云々。又同上云。朱鳥七年癸巳秋八月。幸二藤原宮地一云々。」後撰和歌集卷第六（秋歌中詞書）あひしりて侍ける女のあたなたちて侍ければ。久しくとふらはさりけり。八月はかりに女のもとより云々。又云。八月なかの十日はかりに。雨のそぼ降けるに云々。」秘藏抄云。八月はつき歌に「初かりの聲きこゆなりはつきたつ。朝の原のうす霧のまに。深養父」奧義抄云。八月木のはもみちて落る故に。葉落月といふをよこなまれり。」八雲御抄　時節部）云。八月はつき。」下學集云。葉月（落葉時節也）。藻鹽草云。は月云々。」類聚名物考云。八月はつき草木の葉の散初る故に云と古に見ゆ。いふかし。散初るとは柳桐の類は。七月初秋に初めて九月十月に散はつれは。此月その事見え・。今按に。是は月令に八月白露節の後五日に候鴈來とあり。此月初めて鴈のきたれは。初來月なるをつきといふ詞の二つ重なれは。一を略てはつきとはいふ成へし。此例卯木月を卯月といふに相同し。」日本歲時記云。八月の和名を葉月といふ。木の葉もみちて落る故葉をちる月と云を略せるよし奧義抄に見えたり。」歲時語苑云。八月葉月（八月之和名也。此月也肅殺之陰氣行。草木悉落葉。故曰二葉落月一。今略稱二葉月一）。跡部光海翁（十二月倭訓）云。葉月。稻葉月也。稻葉茂るを云。」語意云。八月を波月といふは。保波利月の上下を略きいへり。稻は皆八月に穗を張也。」秘藏抄云。八月さゝはなさ月。歌に「きりぎりすさゝはなさ月打わひて。淺茅か原に聲よはるなり。兼藝法師」。莫傳抄云。木染月八月。歌に「松を見て名をそ忘るゝ木染月。露やむなしき色やつれなき」。又云。草津月（同）歌に「色々に花咲てこそしられけれ。草津月とはけふおすの露」。藏玉集云。八月秋風月。歌に「荻の葉も露吹みたす音よりや。身に染そめし秋風の月」。又云。月見月。歌に「名にしおはゝ秋の半の空はれて。光ことなる月そ見る月」。又云。紅染月。歌に「時雨つゝはしの立枝も紅葉して。紅染の月深き暮」。和名類聚抄云。八月仲秋。」拾芥抄云。南呂（八月）云々。」下學集云。南呂（八月）壒囊抄云。八月。南呂。仲秋。仲商。」藻鹽草云。秋風月。月見月。紅染月（以上三名和歌あれとも藏玉集に引たれは略之）。仲秋（漢）。南呂（同）。桂月（同）。剝事（同）。迎寒（同）。日本歲時記云。八月の異名。仲秋。壯月。橘春。律を南呂と云。」歲時語苑云。仲秋（秋者惣三月也。七月。八月。九月也。此八月。三月之居中月故云爾）。南呂（八月律也）。淸秋（秋者天高寂

寥氣淸故云爾)。四陰(此月四陰生地上)云々」毫品通考云。八月南呂。鴈來月。燕去月仲秋。秋半。仲商。深秋。南呂は律名也。南は好也。言心は時物皆秀て懷妊の象あり。呂は助也 陰陽功に任て陽を助けて成功する也。鴈來月とは。禮記月令に仲秋の月鴻鴈來賓」と言り。燕去とは燕は社日を知て歸來する也。社日とは春は春分に近き戊の日。秋は秋分に近き戊の日。五穀の神をまつる是を社日と云也。燕は春社の頃きたりて。秋社のころ去る也故にしか云〇和歌 新撰六帖はつき衣笠內大臣。「秋もはや半になれや我せこか。かさしの萩もうつろひにけり」。大納言爲家「久かたの雲非のかりのこしちより。初てくるや八月なるらん」。右京大夫行家 紅葉つゝ後や散なんこのころは。いまたは月の神なひのもり」〇正誤。歲時語苑云。仲秋云々端正月(韓昌黎詩曰。三秋端正月云々。端正と言は月の圓滿也。故に云也。按に韓昌黎の詩の趣向にては。八月、名月に非る事明かなるを。此月の名と思ひて。鈴木學春は書載しなるへし。三秋端正月と云るは。七八九月の三秋。わきて月形端正にして光をまし、圓滿なる故に三秋端正月と作れるた。解し誤りて仲秋の名とせしはいかゞ)。

【なかつき】は九月の和名なり。さて皇國にてこの月の名始めてみえしは。戊午九月甲子朔戊辰と(日本書紀神武紀)しるせるそはしめなる。しかれとも此前より此月の名目のみにあらす。月々の和名は有しなるへし。歌にふるくよめるは。石田王卒之時。山前王哀傷作歌に。角障石村之道乎云々。九月能四具禮能時者黃葉乎折挿頭跡云々と(萬葉集卷第三雜歌)みえたり猶同集になかつきとよめる歌數多あり。擧にいとまあらす。扨なか月の稱をなせるは。みつね忠岑にとひ侍ける歌に「よるひるの數はみそちにあまらぬを。なと長月といひ初けん」とよめる。答に「秋深み戀する人のあかしかね。夜をなか月といふにやあるらむ」(拾遺和歌集卷九雜下)とみえたるを初にて。九月夜漸くなかき故に夜長月といふを誤れりと(奧義抄)いひ。長月夜の長き時分也と(下學集)いひ。九月なか月。古說に夜の長きをいふとあり。さもあるへきと(類聚名物考)いひ。なかつき九月をいふ。長月の義夜長月ともいへりと(和訓栞)解るも。皆な拾遺和歌集の歌の意とおなじく。この月分けて夜の長けれは稱せるなり。しかるを加茂眞淵は。九月をな我月と云ふは。伊奈我利月の上下を略きいへり。稻は九月に苅をさむるなりと(語意)いへるを。本居宣長は是によりて。師の考に九月は稻苅月なりといひ。又九月は稻熟月にてもあらんか。但し賀を濁るは刈にても。熟にてもいかゝなるは。音便にて濁るかはた異意か。決めかたしと(古事記傳訶志比宮卷)いへり。凡秋三月みなから稻の事もて月の名を成事。既に七月。八月の考にいひ置り。又此月の異名をいろとり月と(秘藏抄)いへるを始として。菊開月。紅葉月と(莫傳抄)いひ。小田刈月。寢覺月と(藏玉集)いへり。漢名を季秋と(和名類聚鈔)見えしは。尙書(胤征)に季秋月朔辰弗集于房といへるによりしなり。無射は律名なり。季秋之月日在房。斗建戌律中ニ無射と(年中行事秘抄)いふは。禮記月令によれり。肅霜と(藻鹽草)みえたるは。詩之豳風ニ。九月肅霜といへるによれり。異名を玄 いへるは。九月爲玄と(爾雅)みえしを始とせり。又九月得壬則曰終玄と(同上注)いへるによりて。終玄の名あり。玄月の出所は國語なり。天睢の名目は以九月與翼軫長出曰天睢と史記(天官書)みえたり。暮秋。末秋。暮商。季商。抄秋。授衣。菊月と(元帝纂要)見えたり。授衣は詩豳風七月流火。九月授衣とみえたるによれり。高秋の名は梁簡文帝之詩。歲華紀麗等にいてたり。勁秋。末垂。歲晏は事物別名にいて。霜月。朽月。竹醉月の名は通雅にいてたり。日本書紀(神武天皇紀)云。東征年戊午九月甲子朔戊辰。天皇陟彼菟田高倉山之巓云々。」萬葉集卷第八云。九月之其始雁乃使爾毛念心者可聞來奴鴨。右遠江守櫻井王奉天皇歌。又卷第十詠黃葉歌云。九月乃鐘禮乃雨爾沾通春日之山者色付丹來。又同上云。九月白露負而足日木乃山之將黃變見幕下吉。又詠月歌云。白露乎玉作有九月在明之月夜雖見不飽可聞。」古今和歌集卷第五(秋歌下詞書)云。なか月のつごもりの日大井にて云々。」秘藏抄云。九月なかつき。歌に「わかやとのまかきのうちのしら菊も。なか月にこそ盛りなりけれ。貞文」。奧儀抄云。九月夜漸くなかき故に夜長月といふを誤れり。」八雲御抄云。九月なかつきこすゑの秋。」下學集云。長月(夜長時分也)。類聚名物考云。九月なか月。古說に夜の長きをいふとありさも有へき云々。」跡部光海翁(十二月倭訓)云。長月。穗長月也。」語意云。九月を奈我月と云は。伊奈我利月の上下を略きいへり。稻は九月に苅をさむる也。」和訓栞云。なかつき九月といふ。長月の義。夜長月ともいへり。拾遺集に夜を長月とよめり。漢にも古くいひ傳へたり。毫品通考云。長月とは夜長月と言略語なり。」和名類聚鈔云。九月季秋云云。」年中行事秘抄云。九月。月令云。季秋之月日在房。斗建戌律中ニ無射。」拾芥抄云。無射(九月)。下學集云。無射(九月)壒嚢鈔云。九月無射。季秋。暮秋。窮秋。杪秋。杪商。季商。季白。玄月。」秘藏抄云。九月いろとり月。歌に「常磐山色とり月になりぬれは。錦をさらす心地こそすれ(菅原忠亭)。莫傳抄云。菊開月。九月。歌に「こと草はうらかれはてゝ花もなし。菊咲月ははなをこそみれ」。又云。紅葉月。同歌に芳野山青根か峯のもみち月。時雨降來てしられけるかな」。藏玉集云。九月紅葉月。歌に

ツキノ

ツキノ

「たつた山まなくしくるゝ比とてや。紅葉の月の色を添らん」。又云。小田刈月。歌に「さびしさは鳴立くれの露しけみ。袖打はらふ小田刈の月」。又云。寢覺月。歌に「いく度か同し枕のね覺月。秋にはたえぬ長き夜すから」。藻鹽草云。なか月。季秋(漢)。菊月(同)。玄月(同)。無射(同)。爾霜(同)。日次記事云。九月祝月。自二今日一至二九日一。武家並地下貴賤。各着祫。今日互相賀。俗曰二祝月一。凡一年中。正五九月凶月也。故忌レ之。却謂二祝月一。日本歳時紀云。九月の異名。季秋。玄月。菊月。律を無射と云云々もろこしにも九月の異名を長月と稱し。正五九月をすへて三長月と號す」。歳時語苑云。九月季秋(九月者秋時之季月故云)。霜月(九月之中霜降霜始降故云)。亡射(九月律也。亡亦作無律。歴志云射厭也。言陽氣究物而使陰氣畢剝落之終而復始亡厭已位於戌在九月)。菊月(此月菊花得時盛開故云爾)。長月(夜漸長故曰夜長月今略云爾乃九月和名也)。毫品通考云。九月無射。菊月。長月。晩秋。暮秋。季秋。杪秋。殘秋。無射とは律名也。射は終也。言心は萬物陽に隨てをはり。亦陰に隨て起るへし。をはりやむと言事無し。故にしか言ふ。菊月は此月さかんに開く故也(和歌。古今六帖なか月。これのり「さは山のはゝその色はうすけれと。秋はふかくも成にける哉」。「月をみぬ月はなけれと長月の。短かくもあり今宵はかりは」「長月のしくれの雨にぬれとほり。春日の山は色つきにけり」。「長月の時雨の雨にやまきりの。けふき我むね誰を見はやまん」。新撰六帖なかつき。衣笠内大臣家良公「五十あまり老ぬる人のね覺には。夜を長月のほともしらるゝ」。前大納言爲家「野へみれはをやゝか下はうら枯て。秋くれかたに成にける哉」。九條三位入道知家「秋の夜のこれや長月里入の。千たび八千たびころもうつなり」。左京大夫行家「秋のうちのおなし寒さもいやましし。あらし吹そふ長月の頃」。右大辨入道光俊「長月のありあけの空のむら時雨。いたくも袖をぬらしつる哉」。

【かみなつき】は十月の和名なり。皇國にてかみな月の名目の始てみえしは。甲寅年冬十月(カミナツキ)丁巳朔辛酉と(日本書紀神武天皇紀)よまれたり。夫より以下は十月鍾禮爾相有黄葉乃と(萬葉集)いひ。十月雨之間毛不置とも(同上)みえたり。古今和歌集以下は擧るにいとまあらず。扨十月を神無月といふは。雷のなき月ゆゑかみな月と(義公御隨筆)仰られし。又神無月と云によりて無陽なと云もあまりに事むつかし。月令に雷聲をゝさむる時なれは。雷無月なるへしと(類聚名物考)いへり。又説に應鍾のしらへ。日本にては上無調といへり。應鍾は十月の律なれは。上無月といふ義也と(兩朝時令。速水見聞私記。藝苑日渉)いへり。十月の律上無調といふ事は。はやく拾芥抄にみえたり。されは此月を上無月と書てもしかるへしと思ひしに。かみな月と云ふは。上無月なるへきか。元は上を書して後に神の字にかへたるは。上無と書ては名目あたる所ありてよろしからす。よりて神の字を書歟と(速水見聞私記)いへり。又十は數の極也と(同上)いひ。左傳に以十月入曰良月也。就盈数焉といへるによれは。十は盈數にて上なきの稱。故に上無月といひしにや。されは此三説の中をとるへきなり。西土に陽月と云。十月は坤の卦に當りて純陰の月也。陽なきを嫌ひ。故に無陽の月なれとも却て陽月といへり(兩朝時令日本歳事記)。天下の諸神出雲の國に行給ひて。こと國には神なきか故に神無月と云(奥義抄)。伊弉册尊崩し給ふ月なれは。神無月と申なり(世諺問答)。四方の木するちりすさむ頃なりとて。葉みな月と申人ありと(同上)みえたり。陽月の如きは漢にもふるくいひ傳へし所なり。其中陽月を讀て神無月カミナツキといひしは。カミノツキといひし詞也と(東雅)いひ。又神嘗月といふ説もあれといつれも信しかたし。西土にて國於レ是乎蒸嘗。家於レ是乎嘗祀と(國語)いへるなとにもとつきて。神嘗といふ義にとりしとみえて。我邦の古へも西土にも神嘗祭は十月なりし事。其證多しと(和訓栞)いひしなり。さて異名のをきは。かみなかり月と(秘藏抄)いひ。神去月と(莫傳抄)いひ。鎭祭月と(八雲御抄)いひ。時雨月。拾月。初霜月と(藏玉集)いへり。西土にては陽と(小雅)いひ。十月を爲陽と(爾雅)いひ。十月得癸則曰二極陽一と(同上注)いひ。陽月と月字を添しは。後世の事にて事物別名にみえたり。孟冬は月令に孟冬之月日在レ尾とみえ。律中二應鍾一と(同上)みえたり。大章の名目は以十月與角亢晨出曰二大章一と(史記天官書)謂るを始とせり。良月の名いとふるし。左傳にみえたり。上冬開冬は。元帝纂要に出たり。大月は通雅に十月也としるせれと。出所未た見あたらす。始冰は。月令に立冬之日始冰といへるによる。小春は和名にあらす。漢名なり。いはゆる和暖似レ春故名曰二小春一と(荊楚歳時記)みえたり。小陽春は初學記にいて。大素は博雅にいて。吉月は後漢書にいて。正陰月は西京雜記にいてたり。」日本書記　神武天皇紀　云。甲寅其年冬十月(カミナツキ)丁巳朔辛酉。天皇親帥二諸皇子一。舟師東征云々。」萬葉集卷第八云。十月鍾禮爾相有黄葉乃吹者將落風之隨。右一首大伴宿禰池主。又卷第十二(問答歌)云。十月鍾禮乃雨丹沾乍哉君之行疑宿可借疑。又(同上)云。十月雨之間毛不置零爾西者誰里之間宿可借益。右作者未詳。」古今和歌集卷第五(秋歌下)云「神無月時雨も未たふらなくに。かねてうつらふかみひちのもり。よみ人しらす」。秘藏抄云。十月かみなつき。歌に「神無月しくれて後の梢こそ。からくれなゐ

ツキノ

の銘なりけれ。素性」。奥義抄云。十月天下の諸神。出雲の國に行きて。國には神なきか故に神無月といふを誤れり。」八雲御抄云。十月かみなつき。出雲國には鎮祭ありと云。」秘藏抄云。十月かみなかり月。歌に「四方山はからくれなゐに成にけり。しくれひまなき神なかり月」。莫傳抄云。神去月。十月。歌に「出雲なる松の葉守の宮居には。かみさり月と何をいはまし」。藏玉集云。十月時雨月。歌に「落葉して木のはの後の時雨月。冬の初に何をそめまし」。又云。拾月。歌に「秋の色のかはりはてぬる拾月や。松より外は殘る木もなし」。又云。初霜月。歌に「草も木もはつ霜月の朝ほらけ。なかめもしろき人のをちかた」。下學集云。神無月(十月諸神皆集出雲大社。故云神無月也)。出雲國神有月云也」。世諺問答云。十月を神無月と申は何のゆえにて侍るにや。答。此月を神無月と申は伊弉册尊崩し給ふ月なれは申なり。また四方の木末ちりすさむ頃なりとて。葉みな月と申人あり。いとおほつかなし。また諸神いつもの大社へ下給へは申とも云り。兩朝時令云。十月を陽月と云。十月は坤の卦に當て純陰の月也。陽なきを嫌ふ故に無陽の月なれとも。却て陽月と云り。詩小雅采薇篇に歳又陽止と云を。古點に陽の字をかみなつきと訓せる是故也。又十二律の調子。十月應鐘のしらへを日本にて上無調と稱す。」年齋拾唾云。十月を小春と云ふとは。天のときあたゝかにして春に似たゝるか故也。云々。」年中行事畧式云。十月は一陽一つとゝまつてはつする。六月十萬して(本のまゝ)十月十に終り。又元の一へかへるゆゑ是を神無月といふなり。」日本歳時記云。十月の和名を神無月といふ。天下のもろ〳〵の神出雲の國にゆきて。こと國に神なきか故にかみなし月といへるを略せるよし。奥義抄に記せり。詞林采要抄に。出雲にては神無月を神在月と云。又神月といへり。神在の浦。神在の社あり。諸神これにあつまり給ふよし見えたり。しかれとも今出雲國の人に尋ぬれは。かの國にても神無月と稱するよしいへり。殊にこの月天下の諸神出雲にあつまり給ふ事。神書の中においても我いまた其の説を見す。けにその理なき事なるへし。これ人意を以て神明をおしはかると云へきにや。又卜部家の説に。此月は陰神崩御の月なれは。神無月といふ。陰神とは伊弉册尊をいふとあり。されとも是又鑿説なるへし。なんそ陰神崩御の月のみをとりて月の名に用ふへけんや。篤信曰。此月を神無月といへるは。純陰の月なれは。陽無月といへる意なり。陽をかみと訓するは。鬼は陰の靈なり。神は陽の靈なり。鬼神を和語におにかみと訓す。陰は音おん和語におにと訓す。鬼なり。錢をせにと訓し。紫苑をしおにと訓するか如し。陽はかみなり。神なり。此故にかみとは陽をさしていへり。神無月とは陽なき月なれはなり。聖人却てこれを陽月とのたまひしは。純陰の月といへとも。陽いまたかつて絶さる事をしめさんかためなり。或人のいはく。十月の律本朝にてこれを上無と云。故に十月を上無月と稱す。古來神無月とかけるは傳稱のあやまり也。」類聚名物考云。十月かみな月。このつきの名古來さま〳〵説々ありて。さたかならず。俗説も甚た多し。神無月といふに依て。無陽なといふも。あまりに事むつかし。月令に雷發をとさむる時なれは。雷無月なる事。みな月の所にいふか如くなるへし。」語意云。十月は除月にて。雷のならねはかみ無月といふ。六月は專ら雷の鳴故にむかひて此名あり。雷をかみとのみいへる事古への常なり。」和訓栞云。かみなつき十月をいふ。十は數の極なれば。數皆月の義といへと。神嘗月の義なるべし。我邦の古も西土にも神嘗祭は十月なりし事。其證多し。古説に神無月の義とし。出雲の故事をいひ傳へり。大物主の神の八百萬神を帥て天にのぼりたまふは。此月也と。出雲國造家の説也。或は雷無月の義なりといへり。」速水見聞云。神無月俗語に神事無之月故如此稱と云。又十月は十の字數の極也。此次者十一十二と云仍てかみな月と云。」歳時語苑云。神無月。十月之和名也。」藝苑日涉云。十月謂二之上無月一(按上無本邦律名。上無此讀云加彌模。本名鳳音樂家相傳爲應鐘。應鐘十月律也。故呼是月爲上無月。名呼爲加彌那詩。義相通。俗或作神無。以國讀近誤耳)。毫品通考云。十月は純陰の時なる故に。速に一陽來復のきさしありて還温なるもの也。故に小春とも陽月とも言なり。」和名類聚鈔云。十月孟冬云々。」年中行事秘抄云。十月。月令曰。孟冬之月。日在尾。斗建亥。律中應鐘。」拾芥抄云。應鐘(十月)壒囊抄云。十月。應鐘。孟冬。初冬。陽月。玄英。上冬。」下學集云。應鐘(十月)云々。」藻鹽草云。應鐘(同)。良月(同)。小春(同)。始氷(同)。日本歳時記云。十月の異名。孟冬。陽月。良月。律を應鐘といふ。」歳時語苑云。十月神無月(愚按神無月之説紛亂。未見其由理。私考。十月也。於卦爲坤。純陰用事。一陽未復。而無陽月也。神者陽之靈。無陽謂之無神。不亦宜乎。古聖却謂之陽月者。雖爲純陰月所以見陽未嘗絶也)云。孟冬(字彙曰孟始也。乃初冬意十月冬之始也)。良月(左傳莊公十年曰。公父以十月入曰良月也。就盈數也)。應鐘(十月律也。律歷志曰。言陰氣應亡射該藏萬物雜陰閡種也位於亥在十月)。始冰(此月純陰用事故地水始冰也)。北窓瑣談云。本邦の俗十月を神無月といふ。和書を説く人種々の異説あれとも。皆牽強附會の説にして信ずるに足らず。余考ふるに本邦伶倫家用る律呂の配當。壹越律を黄鐘律に當てて。十一月の律とす。故に十月の律は上無律に當る。是に依て十月を上無月と云

ツキノ

なり○和歌○躬恒集はしめの冬「神無月紅葉のいろは吹風と。たきの水とそおとしはてつる」○古今六帖初冬「木枯の音にて秋はすきにしを。いまもこすゑに絕すふく風」。「かみな月ふりみふらすみ定なき。時雨そ冬のはしめ成ける」かみな月。つらゆき「神無りかきりとや思ふ紅葉はのこらむ時もなく夜さへに散」。「ちはやふる神無月こそ悲けれ。誰ゝ戀とかつれにしくるゝ」。「立田山にしきおりかく神無月。時雨の雨をたてぬきにして」○新撰六帖はつ冬。衣笠內大臣家良公 難波江の枯たる蘆のうちそよき○浦風しるく冬はきにけり」。前藤大納言爲家「明るまて秋の別をおしむまに。またぬ冬さへ時雨きにけり」。九條三位入道知家「いとゝまた秋の別そしのはるゝ。 はけしき冬の空の氣色に」○左京大夫行家○「けふしこそ時雨もともに降まされ。思ひしとそ冬のはしめは」○右大辨入道光俊「我袖の苔のみたれをいかゝせん。木枯ふきて冬は來にけり」。○神無月。 衣笠內大臣「神無月染にし山の木の葉さへ。今は時雨とふりそゝひぬる」○前藤大納言爲家「神無つき時雨の染る木の葉とて。散にも袖を又ぬらしつる」。九條三位入道。神無月しくるゝ頃といふとは。まなく木葉のふれは成けり」○左京大夫行家「大あらきの木のはも仇に千早振。神無月こそ神さひにけれ」○右大辨入道「山たかみはれぬ雲ゐをたよりにて。さも時雨たる神無月哉」。○正誤○歲時語苑云。 小春同和名也。 歲時記曰。十月天時和暖似レ春故名ニ小春一(按に小春同和名なりと鈴木學春のいひしは誤なり○その上歲時記曰○十月天時和暖似レ春故名ニ小春一と引し全文○荊楚歲時記の文なるをしらさる故の誤ならん。たゝし荊楚歲時記をしらさりしや○或は末書に歲時記とのみしるせるを。そのまゝに引しのみならす。 此書を皇國の書とおもひあやまりて。 小春は和名なりとしるせるなり)○毫品通考云○神無月と言ふを說々多し。一說には伊弉冊尊崩御し玉ふ月なれは言といへり○或說に素盞嗚尊常に軍を發して天照大神をうち奉んとし玉ふ故。大神素盞嗚尊をなためん爲に汝我子となりたらは。 一年に十月を讓り。出雲。石見の兩國をあたへんと宣ひしにより。 十月には諸神出雲には神有月と言由うけたまはりき(按に古事記○日本書紀等に天照大神○素盞嗚尊の爲行をきらひ給ひて○度々誓約をなしてたしなめ給ふ事はみえたれとも○素盞嗚尊をなためんか爲めに○汝我子となりたらは○ 一年に十月を讓り○出雲○石見の兩國をあたへんとのたまひしによりて○十月には諸神出雲に行てつかへ奉り給ふ○ 故に神無月といふといへれと○此說更に國史をはしめ古傳記たしかにしるせる物なし○ されは附會の說を請て實の事とおもひあやまれるにや)○跡部光海翁曰○神無月○神嘗月也○ 此月新穀を諸社へ進せられ。此月新穀を下へ施こす月也(按にひと渡りはきこゆるやうなれとも。 此說もとりかたし。令義解。延喜式等神嘗祭の事みえたれとも。共に皆九月なれは○十月をもて神嘗月とはいひかたし)○和訓栞云○ 我邦の古へも西土にも神嘗祭は十月なりし事○其證多し云々(按に荊楚歲時記。十月朔日黍臛俗謂之秦歲首○未詳黍臛之義○今北人此日設麻羹豆飯○當爲其始熟嘗新耳。とみえたり。是よりはやく國語に○國於レ是乎蒸嘗○ 家於レ是乎嘗祀とみえたり○谷川士淸は。是ら等の義にもとつきて西土にも神嘗祭は十月なりとはいふへけれと。 皇國にて十月神嘗祭の事を記せる物なし。令式共に神嘗祭は九月に行はれしを。十月に其證多しとはよりところなき事也)

ツキノ

【しもつき】は十一月の和名なり○ 皇國にて此月の名のふるくより見えしは冬十有一月丙戌朔甲午と(日本書紀神武天皇紀)あるを始とす○ 夫より以下は以天平五年冬十一月○供祭大伴氏神と(萬葉集)みえたり○歌に舊く此月の名をよめるは○「見るまゝに雪けの空と成にけり○さらぬにさゆるしもつきの空」と(秘藏抄)みえたるを初とす○霜しきりにふるゆゑ○霜降月といふを誤れりと(奥義抄)いひ○「風寒み霜降月の空よりや○雪けとみえてくもり初らん」と(藏玉集)みえたり○又霜月といふ事○漢にもふるくいひし事なれど○それに九月をこそいひけれ○我國にては十一月をいひし也○その月は異なれど其義をとる事は相同しと(東雅)いへり○又しもつきこの月には霜のいたくふれはいふ○舊說さもあるへしと(類聚名物考)いひ○十一月の和名を霜月といふ。霜しきりにふる故霜降月といふと (日本歲時記)いひ○ 霜盛降故曰ニ霜降月一と(歲時語苑)いひ○しもつき○十一月をいふ○ 霜月の義なりと(和訓栞)いへるかことく○もはら此月霜降故月の名とせるは○四月を卯月といふも○ 卯の花盛にひらくる故卯月といふかことし○源君美かいへることく○西土にては霜初てふれる義を取て月の名となし○皇國にては霜盛にふれる月を名付て霜月と云り○藤原宇萬伎曰○ 志保美都伎也保を母に通はせ美を略ける也○此月にして本草皆凋は也と 十二月名の解)いへり○按。此月をしも月と云は○下の義にもとれり○ いかにとなれは○十よりして一に遷りて○十一○十二と數をとれは○ 十一は下に還る義にてしも月といふなり○左傳に十は盈數也とみえたるにても○義明かなり○此月の異名のときは○なかの冬と(曾丹集)いひ○つゆこもりのは月と(秘藏抄)いひ○ 雪待月○神歸月と(莫傳抄)いひ○雪見月○神無月と(藏玉集)いひ○子月と 壒囊抄)いへり○ 漢名を仲冬と(和名類聚抄○尙書堯典 禮記月令)いひ○律名を黃鐘と(年中行事秘抄○拾芥抄○禮記

月令。史記律書）いひ。異名を暢月と（下學集。歳時語苑。禮記月令。呂氏春秋。玉燭寶典）いひ。辜と（爾雅）いひ。畢辜と（同上注）いひ。辜月と（日本歳時記。事物別名）いひ。天泉と（史記天官書。天中記）いひ。天泉月と（採奇）いひ。逹月と（玉燭寶典）いひ。一月と（周書月解）いひ。短至と（事物別名）いひ。周止と（月令廣義）いひ。廣寒月と（六帖）いひ。葭月と（留青新集）いひ。三至と（三禮義宗）いひ。六呂陽復と（下學集）いひ。復月と（日本歳時記）いひたれとも。いつれの書にいつるや。いまた見あたらす。」日本書紀（神武天皇紀）云。是年也太歳甲寅年。冬十有一月丙戌朔甲午年。天皇至二筑紫國岡水門一。」萬葉集卷第三云。以二天平五年冬十一月一供祭大伴氏神之時。聊作二此謌一云々。」秘藏抄云。十一月しもつき。歌に。「見るまゝに雪けの空と成にけり。さらぬにさゆるしもつきの空」。古今六帖云。霜月。」奥義抄云。十一月。霜しきりにふるゆゑに。霜降月といふを誤れり。」八雲御抄云。十一月しもつき。」藏玉集云。十一月霜降月。歌に。「風さむみ霜ふり月のそらよりや。雪けとみえてくもりそむらん」。下學集云。霜月（此月霜始降也）。東雅云。霜月といふ事。漢にも古くいひし事なれど。それは九月をこそいひけれ。我國にては十一月をいひし也。その月は異なれとも其義を取る事は相同し云々。」類聚名物考云。十一月しもつき。この月には霜のいたくふれはといふ舊説さもあるへし。」日本歳時記云。十一月の和名を霜月といふ。霜しきりにふるゆゑ霜降月といふを略せるとそ。」歳時語苑云。霜月（十一月和名也。此月霜盛降故曰霜降月。今略呼霜月）。亳品通考云。霜月とは此月霜ふる故なり。」和訓栞云。しもつき十一月をいふ。霜月の義也。霜の盛にふるときなれは。名つくる成へし。漢には九月を霜降とするは。その初をいふ也。」秘藏抄云。十一月露こもりのは月。歌に。「つゆこもりのは月の空を詠れは。なほ雪遣にそなり渡りける」。莫傳抄云。雪待月十一月。歌に。「やま風を雪待月といひなまし。音はしくれてふらぬくもりを」。又云。神歸月同歌に。「四方にけふ歸る神路のかみき月。天の岩戸の今やあくらむ」。藏玉集云。十一月。雪見月。歌に。「くもりつゝ空にしるしに雪見月。けさこそ冬のしるし有けれ」。又云。神樂月。歌に。「しらすきてよもの宮居に神樂月。立榊葉に音のさやけき」。和名類聚鈔云。仲冬（十一月）年中行事秘抄云。十一月。月令仲冬之月日在レ斗。斗建レ子律中二黄鍾一云々。」拾芥抄云。黄鍾　十一月）云々。」下學集云。黄鍾（十一月）云々。暢月（月令仲冬命之曰暢月也）。六呂（十一月）。陽復（十一月）。壒嚢抄云。十一月黄鍾。仲冬子月。」藻鹽草云。しも月。霜降月（「風さむみ霜ふり月の空よりや。雪けと見えてくもりそむらん」御製藏玉に有）。仲冬（漢）。黄鍾（同）。朔（同）。䟽（同）。短（同）暘祭（同）日本歳時記云。十一月の異名。仲冬。辜月。復月。律を黄鍾と云。」續齊序記云。十一月異名。仲冬。辜月。復月。律名。黄鍾　和名霜月。霜降月。」歳時語苑云。十一月仲冬（冬者總三月也。十月。十一月。十二月也　此月三月居中月故云也）。復月（此月者一陽來復地下也）。暢月（暢充也。此時一陽生地下。故萬物充實于内也。朱熹曰。陽久屈而後申故名）。黄鍾（十一月律也。律歷志云。黄者中之色君之服也。鍾者種也。天之中數五。五爲聲。聲上宮五聲莫大焉。北之中數六。六爲律。律有形有色。色上黄五色莫盛焉。故陽氣施種黄泉孳萌萬物爲六氣元也。以黄色名元氣。律者著宮聲也。宮以九唱六變動不居周流六虚始於子十一在月）。三至（陰極之至。陽始至。日行南至故云）。」和歌。古今六帖霜月。「さかしらに夏は人まねさゝのはの。さやく霜夜は我獨ぬる」。「冬の夜をねさめて聞はをしそ啼。はらひもあへす霜や置らん」。「吹風は色も見えねと冬くれは。獨ぬる夜の身にそしみける」。新撰六帖霜月。衣笠内大臣。「久かたの天津乙女か立まひし。とよのあかりはなほそ戀しき」。前藤大納言爲家。「夜寒なるとよのあかりの霜の上に。月寒わたる雲のかけはし」。九條三位入道知家。「霜寒るかものかはらに駒なへて。みち行すかの山あひのそて」。左京大夫行家。「なく霜も時しりかほの冬のよに。ねさめをさむみ袖は氷りぬ」。右大辨入道光俊。「かゝる身に豐のあかりの日かけ草。なにとて結ふ契り有けん」。夫木和歌集卷第十六（冬部一）。霜（文永六年毎日一首中十一月一日）。爲家。「けさは又あさなく霜の深さにて。名におふ月もまつ知られける」〇此誤。十二月和名考云。十一月（志毋都伎）。按するに此月の名は諸説ともに霜の降る月といへは。穩にきこゆれと。猶考ふるにいかゝあらん。又白石。士淸の漢籍をひかれたるも。彼の文字の國と。詞の國との差をしらさるおしあてとなれはとらす。宇萬伎の志保美月といはれたるそ實によき考へなり。そは二月に芽を張出したる木草。三月にいよゝ生ひしけり。此月にとゝくしはむといふ意なり。なほ三月に對へて思ひしるへし　按にしほむといふをな。しもといはれましさにや。霜の降る月といへは穩にきこゆれと云々。此いへはの詞はいへるはといふるの字の落たるにや）。

【しはす】は。十二月の和名なり。師走又四極ともかけり。さて此月の名の始てみえしは。十有　月丙辰朔壬午至二安藝國一と（日本書紀神武天皇紀）。書記されたれと。是より前に月々の名目ありし事は既に上にしるす如し。和歌に此月の名をよめるは。十二月爾者沫雪零跡不知可毛と（萬葉集）みえ。なにとなくしはすの空になりにけりと（秘藏抄）よめり。又物へまかりける人を待てしはすのつごもりにと（古今

ツキノ

集)。詞書にしるせるおもへは。あかれる世には今の世の十一月十二月と。音なもてよはすして。しもつきしはすとなへし事明かなり。さて此月の名義を解はしめたるは。十二月僧をむかへて經をよませ。東西にはせはしるか故に師走月といふをあやまれりと(奥義抄)いへれとも。いと覺束なし。下れる世の說なれとも。シハスといふか如き。シとはトシといふ詞のひと略轉せし所也。ハスといふはハツなり　スといひ。ツといふも。その語の轉せし也。我國の語に凡事の終りをは。ハツともハテともいふなり。されは萬葉集に。極の字讀てハツともいへは。俗に極月の字を用ひて。シハスともいふなるへしと(東雅)辨したるこそ的當の說にして。遙かに勝れたれ。加茂眞淵。谷川士淸。楫取魚彥。藤原宇萬伎等の。四人の說自己の考の如く。此月の名義を辨したれとも。皆前に辨したる所の東雅の說なれは。是れによりしならん。さて此月の異名を年はつむ月と(秘藏抄)いひ。暮古月。親子月と(莫傳抄)いひ春待月。梅初月。三冬月と(藏玉集)いひ。をとこ月と(年浪草)いへり。漢名を冬季と(和名類聚鈔。年中行事秘抄。禮記月令。尙書大傳)いひ。律呂を大呂と(拾芥抄。禮記月令。史記律書)いひ。臘月。嘉平。淸祀。蜡月といふも。此月の名なり。もとは祭の名なるか。此の月に限れる祭なるか故に。月の名にもなれり。いはゆる夏曰嘉平。殷曰淸祀。周曰大蜡。漢改曰臘。臘者獵取レ獸祭ニ先祖一と(風俗通)いへり。されと臘は總て嘉平。淸祀。大蜡の三者を臘といふなり。いはゆる三代名レ臘。夏曰ニ嘉平一。殷曰ニ淸祀一周曰ニ大蜡一總謂ニ之臘一と(五經要義)みえたり。異名を涂といふは。十二月爲涂と(爾雅)いひ。橘涂といふは。十二月得乙則曰ニ橘涂一と(同上注)いひ。除月と(元帝纂要)いへり。玄枵はいはゆる大呂丑之氣也。十二月建焉而辰在ニ玄枵一と(周禮地官)いふを始とす。天皓は以十二月與尾箕晨出曰天皓と(史記天官書)いへるより。此月の名となれり。暮冬。抄冬。暮節。暮歲。窮稔。窮紀(元帝纂要)等の名目あり。窮月は季冬之月日窮ニ于次一。月窮ニ于紀一と(禮記月令)いへるに起れり。月窮も同し。凋年は文選舞鶴賦にみえたり。小歲冬案末垂と(事物別名)みえたり。猶月名多かれと。十か二三を擧るのみ。「日本書紀(神武天皇紀)云。十有二月丙辰朔壬午。至ニ安藝國一。居ニ于埃宮一云々。」萬葉集卷第八(冬雜歌)紀少鹿女郞梅歌云。十二月爾者沫雲零跡不知可毛梅花開含不有而。」古今和歌集卷第六(冬歌詞書)云。物へまかりける人を待てしはすのつごもりに云々。」人丸集云。しはす。歌に。「木のまより風にまかひて降雪も。春くといへは花かとそみる」。躬恒集云。しはすのつごもりのよ云々。」秘藏抄云。しはす。歌に。「何となくしはすの空になりにけり。あはれかさなる年の數かな」八雲御抄云。十二月しはす云々。」藻鹽草云。しはす(しはすにはあは雪ふるとよめり)。東雅云。シハスとは　これも漢に十二月を歲終といひしごとく。歲の終りをいふ也。古語に年をトシともいひ。トセともいひ。又チともいひし事。前に注せし事のごとくそのチといひしは。トシといふをは。一たび轉してシとなり。シといふをは。ふたゝび轉してチとなりし也。シハスといふか　とき。シとはトシといふ詞の一度轉せし所也。ハスといふは。ハツなり。スといひ。ツといふも。その語の轉せし也。我國の語に凡事の終をはハツとも。ハテともいふなり。されは萬葉集に極の字讀てハツともいへは。俗に極月の字を用ひてシハスともいふなるへし(弘賢曰。ちといふはとしのかへし也。轉したるにはあらす)」類聚名物考云。十二月しはつ。舊說に佛名の月なれは　法師の馳步行故といふは殊に甚しき僻事なり。佛法の來りしは。欽明天皇の御宇に始れる事なれは。その前にはなにとか云けん。おほつかなし。是は今案に果るの畧語也。すてに地名に四極山といふをも。しはつ山と訓り。極と果とその意同しくはてをはる意也。是にて知へし。」語意云。十二月を志波須といふは。登志波都留月の上下を畧き。波は本の如し。都と須を通はしいへりと和訓栞云。しはす。十二月をいふ。歲極るの義なるへし。萬葉集に昨日社年者極之賀と見えたり。俗に此月を極月といふも。はつる月の義也。漢にも歲終といふなり。古言梯云。しはす年極の畧轉也。後に師走と書て義を云は誤云々。」十二月名の解云。比志波都都伎也。比を畧き都を通はせたる也。此月にして一年はつる也。」十二月和名抄云。此の月の名義は。白石。眞淵。士淸等のとしはつる月といはれたるそ。實にことわりなるへし　そは正月は年の初めなれは。初月といひ。此月は年の終りなれはむかへて年極月と云し名也。」和名類聚鈔云。十二月季冬云々。」年中行事秘抄云。十二月月令曰。季冬之月日在ニ婺女一。斗建レ丑律中ニ大呂一。」拾芥抄云。大呂(十二月)秘藏抄云。十二月年よつむ月。歌に。「身の上に年よつむ月いくかさね重ねても又猶まいりきぬ」(今按に板本皆まいりきぬとあれとまはりきぬの寫誤ならん)莫傳抄云。暮古月。十二月。歌に。「この花の今や咲らん難波かたくれこの月のころになりつゝ」。又云。親子月。歌に。「我人のみたまをまつるおやこ月。松やいのちのためしなるらん」。藏玉抄云。十二月春待月。歌に。「暮て行年は身にそふ老なれと。春待月のいそかしき哉」。又云。梅初月。歌に。「花はまたつほむ枝かとはのみえて梅はつ月の心いろめく」。又云。三冬月。歌に。「豐かなる時そとみえて三冬月。いそに積れる雪のゝとけさ」。藻鹽草云。三冬。春待月。「暮て行年は身にそふ老なれと。春

待月のいそかしき哉」。長明藏玉にあり。」極初月「花はまたつほむ枝かとほの見えて。梅はつ月の心色めく」。顯昭藏玉にあり。」三冬月「豐なる時そと見えて三冬月。いそにはつるも雪のゝとけさ」。定家藏玉にあり。大呂(漢)。冷月(同)。蜡月(同)。元枵(同)。下學集云。大呂(十二月)。臘月(支那十二月之祭名臘。故云臘月也。臘與臈同字也)。壒囊抄云。十二月大呂。季冬。暮冬。晩冬。抄冬。窮冬。黄冬。極月。臘月」日本歳時記。十二月の異名を季冬。涂月。臘月。律を大呂と云。」歳時語苑云。十二月季冬(十二月者冬時之季月故云爾)。臘月(風俗通云。臘者獵也。因獵取獸以祭先祖。獨斷云臘者歳終大祭云々。當月之祭祀曰臘故此月曰二臘月一)。大呂(十二月律也。律曆志云。呂旅也。言陰大旅助黄鐘宣氣而牙物也。位於丑在十二月)。華實年浪草三餘抄云。弟月(此月一年中月之終也。故俗謂乙子月和諺季子稱乙子也)。」和歌。十二月佛名。「としのうちにつもれる罪はかきくらし。ふる白雪と共に消なむ」。又卷二。延喜十八年二月女四のみこの御かみあけの屏風のうたうちのめしゝにたてまつる。十二月。「このまより風にまかせて降雪を。春くるまては花かとそみる」。としのはて。ゆき。「我宿にふる白雪をはるにまた。としこえぬまの花かとそみる」。古今六帖。しはす(萬葉集八)。「しはすにはあは雪ふるとしらぬかも。梅の花咲ふゝめらすして」。これのり。「みよしのゝ山のしら雪つもるらし。古鄕さむくなり增るなり」。「闕こゆる道ならなくにちかなから。としにさはりて春を待哉」。「あら玉のとしのをはりになる時は。雪も我身もふり增りつゝ」。家持。「あら玉の年行かへり春たゝは。まつわか宿にうくひすはなけ」。年のくれ。つらゆき。「行年のをしくもあるかなます鏡。みる影さへに暮ぬと思へは」。みつね。「雪ふりてとしの暮ぬる時にこそ。つひに紅葉ぬ松もみえけれ」。「としくれて春明方に成ゆけは。花のためしにふれるしらゆき」。新撰六帖。しはす。衣笠内大臣家良公。「山人の爪木にそふるゆつり葉に。春をかけたる花はみえけり」。前藤大納言爲家。「春ちかき枝にや花のこもるらん。木ことに梅とみゆるしら雪」。九條三位入道知家。「一とせのこよみをおくに卷よせて。殘る日數の程そすくなき」。左京大夫行家。「かそふるも三冬の後の冬なれは。いとゝさむさのきはぬ行哉」。左大辨入道光俊。「忍ひなくことのみさすかありしかと。古鄕いてし月は此月」〇正誤。奥義抄云。十二月僧を迎へて經をよませ東西にはせはしるか故に師走月と云を誤まれり。」下學集云　師趨(十二月一年之終。諸人事繁而不暫居家。雖師匠亦趨走。故云師趨也)。兩朝時令云。十二月師趨。下學抄云。十二月一年之終。諸人事繁而不暫居家。雖師匠亦趨走。故云二師趨一也。」續節序記云。此月をしはすと云事。諸山諸寺の師僧年中の祈禱の卷數をさゝけ。また家々へも行て經をよみなとする故に。師走といふと奥義抄にみえたり。」跡部光海翁(十二月倭訓)云。師走。師走は驟走也。しはつるを云。俗に此月諸事をしはつるを仕舞と云ふ。驟走仕舞と同し。」毫品通考云。師走とは。此月諸寺諸山の師僧檀主の元へ年中の祈禱卷數を捧て來る故也。月迫の業なれはいそかわしく走めくる心也。師走月とも言也。極月とは十二月の極なれは。極は至極の義なり云々(按にこれらの諸説。いつれも奥義抄によりていへり。皆とりかたし。殊に師走は驟走也。しはつるを云。此月諸事をしはつるを仕舞と云ふ。驟走仕舞と同しといへるなとは論するにたらす)。日本歳時記云。十二月しはすといふは。四時のはつる月なれは。しはつといふこゝろならん。ツとスと通音なり。四極月なるへし。豐後の國に。四極山あり。此意とかなへり。世俗に此月を極月といへるも。此意也。師趨と稱するは附會の説なるへし。和爾雅云。此月四時極盡故曰二四極一。月俗曰二極月一。亦此意云々。」歳時語苑云。十二月四極(同和名也。)此月四時極盡故曰二四極一。月俗曰二極月一亦此意。」藝苑日渉云。十二月謂二之四極一。又曰二極月一。貝原損軒曰。是月也四時極盡。故曰二四極一(此讀云四波須)。俗名二極月一。亦此意。豐後有二四極山一亦讀云二四波都山一(都須皆音之轉)可二以徵一矣。熙按元日曰四始。言歳之始。時之始。日之始。月之始也。四極即四者之極也。極月猶言二窮稔窮月一也(四始見二潛確類書一。窮稔窮月見二月令廣義一。」按に古語に音訓をましへてなつくる事はなし。此等の說用ひかたし)。以上證する所詳悉といふべし。且其取るところまた其當を得るに似たり。

ツキミ　月見。和漢名數に云く。【夜月名】三日月。上弦(七八日)。望月(十五夜)。十六夜月。立待月(十七夜)。居待月(十八夜)。寢待月(十九夜)。廿日月。下弦(二十二三日之月也)。有明(下旬之月也。一說自二十四五日一以後未レ沒而夜既明曰二有明一。出二袖中抄一)古今要覽に云く。【八月十五日】を中秋と云。秋九十日の最中なる故なり。古來より專ら今宵の月を賞せり。歳時記に云。國俗今宵は秋の最中にて殊に月を賞する故に月夕とも三五夕ともいふ。歌人騷客の晴を期する夕なり。林羅山野槌にいはく。今夜月を翫ぶ事大かた李唐の世より盛にして。詩人文人其詠おほしといへとも。古樂府に嫦娥怨の曲あり。漢人の中秋の月なきによりて。此曲を作るとある時は。漢の世よりもある事にや。又もろこしには今宵餅を製して。いろ〳〵の狀に作り。月餅と號して相をくり。又月餅西瓜等を食して。看月會をなするよし。月令廣義にみえたり。今夜甖粟を蒔は花盛にしてみのるを多しと月令廣義に見えたり。

又いはく牡丹を移し栽る事。今日してよし。宿土に宜からす。その根を淨くすへし。幾酒を以て洗へは尤妙なり。」古今要覽に云。八月十五夜の月を賞すること。島田忠臣の集にはしめて見えたり。その年紀さたかならすといへとも。齊衡三年詠史百四十首を奉り。貞觀元年年調三百六十首を奉れるよし。家集の自注に見えたれば。その時代大概しられたり。そのゝち貞觀六年八月十五日菅原是善卿。後漢書の竟宴せし時。聖廟の作られたる序に。滿月光暉咸陳二中庭之玉帛一とあれは。その宴夜に及びしをもしらる（本朝文粹）。また聖廟の八月十五夜嵓月亭にて桂生三五夕といふことを賦させ給ひし時は。紀納言詩の序をかけり（同上）。大内にて賞し給ひしは。醍醐天皇の寛平九年なり（同上 仙洞にて賞し給ひしは。寛平法皇の亭子院にて行はれし時。菅原淳茂の詩序かけるや（同上）はしめならん。歌は貫之。躬恒。素性法師なとのをはしめともいふへきにや（貫之集古今六帖）。林道春は。古樂府の孀娥怨を引て。西土にては漢の代よりもありしにやといひて。されと盛なりしは李唐の代よりなりと（野槌）いへり。田氏家集云。八月十五夜宴月。夜明如レ晝宴二嘉賓一。老兎寒蟾助二主人一。欲レ及二露晞一天向レ曙。未レ曾投レ轄滯二銀輪一。又云。八月十五夜惜レ月。月好偏憐是夜深。三更到レ曉可二分陰一。爭教天柱當二西崎一。凝滯明光不二肯死一。」源氏物語あかし云。御物語しめやかにありて夜に入ぬ（八月）。十五夜の月おもしろうしづかなるに。むかしのこと。かきくづしおほし出られて云々。」承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合云。題遙見二山花一。古鄕郭公。湖上月。野宿雪。談合友戀。作者左中納言君。」按に此八月十五夜歌合のはじめなるべし。建保五年。貞永元年 文永二年。永仁五年。永祿六年等十五夜歌合の事見ゆ。徒然草云。八月十五日。九月十三日は婁宿なり。此宿清明なる故に。月を翫ふ良夜とす。」和歌。貫之集第三。八月十五夜うみのほとりに人の家にをとこをんないてゐて月の出るをみたる。「難波かた汐みちくれは山のはに。いつる月さへみちにけるかな」。又第四。八月十五夜「もゝとせのちゝの秋をにあしひきの。山のはかへすいつる月影」。「月をにあふよなれともよをへたつ。今宵にまさる影なかりけり」。古今和歌六帖第一。十五夜（九月十三夜）。つらゆき「久かたの天つ空よりかけみれは。よぐところなきあきのよの月」。そせい法師「もち月の駒よりをそく出ぬれは。たとる〳〵そ山はこえつる」。みつね「こゝにまた我よかぬ月を山のはの。遠のさとにはをそしとや待」。「いつくにかこよひの月のみえさらん。あかぬは人の心なりけり」。天喜四年四月晦日皇后宮春秋歌合。右八月十五夜（左臨時客）。伊勢大輔「くもりなき空の鏡とみゆるかな。秋のよなかくてらす月かけ」。閑窓隨筆に。宮家の女中は。八月十五夜に芋を箸につらぬき。其穴より月を見て「月々に月見る月はこの月の月」といふ歌を吟ぜらるゝとなり。或人云。此歌三十一文字の中に八月十五夜といへる事こもれりとぞ。」また歲時記栞草に。名月。湖東問答。去來云。三五十五夜おしなへて名月といへり。そのうちいつれの月かしらす。名月といふ故ありときゝぬ。然れとも今日名月の詩歌を作らんに。あなかち故實に限るへからす。尤故實によらは佳なるへし。又明の字を用ることは。和漢ともに三五の清光を賞し來る故也。明と名と通ひたるを以て。通用すへし。今宵ゝ月。今日の月。以上十五夜ゝ月に限りていふことば也。且けふ今宵と賞するこゝろ句中にあらされはとゝのはす。續猿蓑「ふたつあらはいさかひやせんけふの月」。智月。芋名月。御湯殿記。名月御祝三方に芋ばかり高盛り。歲時拾遺。浪華の俗。十五夜を芋名月といひ。十三夜を栗名月といふ。」【九月十三夜】は古今要覽に云。九月十三夜。月を賞することは。延喜十九年内裏にて月の宴せさせ給ひしそ始なるへき（躬恒集にみえたり。中右記には寛平法皇の御より明月の夜とすとみえたり）。然るを菅家の詩作よりといひ。又は天曆七年八月十五日。先帝の御國忌をさけられしより。はしまるといへるはみなあやまりなり（正誤にくはしく辨す）。躬恒集に。せいれう殿のみなみのつまに。みかは水なかれ出たり。その前栽にささら川あり。延喜十九年九月十三夜に。そのえんせしめ給ふ題に。月にのりてさゝら水をもてあそふ詩歌心にまかす（此詞書古鈔本に據流布印本はとらす）。「百敷の大宮なからやそしまを。みる心ちする秋のよの月」。（弘賢曰。これ九月十三夜賞月のはしめなるへし。これより前には所見なきにや。此歌拾遺集雜上よみ人しらすと入詞書。延喜十九年九月十三日。御屛風に。月にのりて翫潺湲とあり。潺は潺の略字にや。乘月弄潺湲といへるは。謝靈運の詩句なり。正韻に潺湲流水貌。一曰水流聲とあり）。中右記云。保延元年九月十三日。今宵雲淨月明。是寛平法皇明月無雙之由被二仰出一云々。仍我朝以二九月十三夜一爲二明月之夜一（弘賢曰。年紀を記されされは。躬恒集と前後考ふ可らすといへとも。法皇のかゝる仰も有しより。内裏にても月宴せさせたまひしにや）。世繼物語云。康平三年九月十三日。月のよのつれならぬに御遊あり「詩歌。本朝無題詩卷第三。九月十三夜翫月。法性寺入道殿下二閑窓寂寂月相臨。從レ屬窮秋望レ匠レ禁。潘室昔蹤凌レ雪訪。蔣家舊徑踏レ霜尋。十三夜影勝二於古一。數百年光不レ若レ今。猶遷二前軒一廻レ首見。清明此夕償千金」。「星河皎皎月蒼蒼。從此窮秋最斷腸。訪レ古無レ如二今夜影一。經レ年豈忘二此時光一。洛中各領吾家雪。塞外定疑鳥里霜。起

倚二前軒一廻レ首立。金波瞳朧足二相望一」。月下有感「月淸九月十三夜。天冷星稀叶二四望一。斜影訪レ窓臨二曉枕一。餘輝繞レ壁滿二秋堂一。長安遠近千家雪。洛邑東西萬井霜。倩見雲間晴去色。明珠在二匣[ ]中央一」。（弘賢曰。この比は家々に月を賞することなかりしにや。諸家の集を撰するに所見あることなし。たゝ此殿下のみ數首あり。古今和歌六帖をはじめ。次郎百首。新撰六帖等にも今夜の月を詠せるうたみえさるにや）。風雅和歌集 第七。九月十三夜を見て。左京大夫顯輔「暮のあき月の姿はたえねとも。ひかりは空にみちにける哉」。從三位賴政卿集九月十三夜法性寺殿習「津守より碓田へ渡るあ 人の。今宵の月をめてさらめやは」。（弘賢曰。此歌の題書一本には法住寺殿供花會とあり。しかれども。歌は賞月の會とおほしきなり）。忠度集。九月十三夜「おしと思ふ秋の半の月は猶。こよひも有とおもひなされき」。壬二集「長月の十日あまりの三日の原。かは涙しろくすめる月かな」。藤原光經集、十三夜「數ふれはけふ長月の十日餘り。みよともすめる山のはの月」。草庵集。九月十三夜「あきらけき御代の昔の秋よりや。月も名にあふ今宵なる覽」。武家之實。東鑑云。建保六年九月十三日酉刻快晴。明月夜御所和歌御會也。一條羽林能保李部已下好士七八輩被レ候二御座一。又云。嘉禎四年九月十三日。今夜明月得レ霽。左京兆義時先年御在京有下令レ對二面之人一。御二懇志于今一不二等閑一。以二月興一爲レ媒被レ遣二一首御歌一。「都にて今もかはらぬ月影に。昔しの秋をてらしてそみる」〇正誤。節序紀原云。本朝翫二今夜月一。既有二菅丞相詩一。則延喜以前賞レ之明矣（菅丞相詩載無題詩集）。若其擬二仲秋一則季秋亦合レ取二十五夜一。然賞二十三夜一者蓋易所レ謂月幾レ望。又曰。天道虧レ盈是其所レ注レ心。其旨深矣。卜部兼好曰。九月十三夜。與二中秋一共月在二婁宿一。故古來賞二此夜一彼以二二十八宿一。一周雖レ言レ之然月有二大小之差一。則不三必爲二定論一。按明十二家詩鄭少谷何大復有二今夜翫レ月詩一。然則中華亦至二明朝一賞二今夜一歟（弘賢曰。無題詩に。菅家の詩所見なし。專聞の誤ならん。菅家後集に秋夜の題にて。黃萎顏色白霜頭。況復千餘里外投。昔被榮花簪組縛。今爲敗謫草萊囚。月光似レ鏡無レ明レ罪。風氣如レ刀不レ破レ愁。隨レ見隨レ聞皆慘慄。此秋獨作二我身秋一。といへる律詩あり。此題の下に。九月十五日と自注あり これを北野緣起には。九月十三夜の皓月に心をすまさせ給ひけるとき。つくらせ給ひけるとあれども。句中に月を賞せしおもむきはみえされは。たまくへその日述懷の作ありしにて。賞月の催興とはいひかたきにや。又何大復か集をみしに。八月十三夜の作はあれとも。九月十三夜の詩はみえす。十二家詩誤寫せるもしるへからす。鄭少公か集はいまたみす。明の趙世顯といふもの。毎月十三夜の月を賞せしとはあり下にしるせり）。日本歲時記云。今宵月を賞する事。中秋の如し。兼好か說には。八月十五日九月十三日は婁宿なり。此宿淸明なる故に月を翫ふ。良夜とすとみえたり。しかれとも此說他の出所をしらず。そのうへ牛宿を除て考へたり。又月に大小あれはちかへる故に證とするにたらす。凡秋は月を賞する時なり。中秋はもろこしにも月を賞する佳節とせり。我邦に又九月十三夜を用て月を賞するは。八月には既に十五夜の月を賞しぬれは。易に月望にちかしといひ。又は道は滿るをかくの義を取て。此日を用るなるへし。今宵の月を翫ふと。もろこしには定りたる期とは見えず。たまたま十三夜の月を賞せし詩はこれあり。又菅丞相宰府にて作り給へる。黃萎顏色白頭霜と。起句にある律詩を。一說には九月十三夜の作とす。しかれとも菅家後集には。九月十五夜の作とあれは。かならすその時より有し事ともおほえす。且又今宵の月を翫ふ歌。三代集にはいまたみえす。源氏物語夕霧の卷に。九月の比夕きりの大將小野よりかへり給ふ所に。十三夜の月のいと花やかにさし出ぬれは。をくらの山もたとるましうおはするにとあり。其比ははや此夜の月を賞せしにや。常盤日記（土師熊文）云。九月十三夜の宴のはしめ。先輩とりとりあけつらへるたくひも。物にみゆれと。ともにさたかならてうけかたき中に。中御門右府記を引て。寬平上皇（宇多帝）のかりそめの御雅遊よりはしめて。永く傳へつけぬ樂事となりけるかといへる說のみ。やゝめさむることゝちす。しかるに（惟熊）。先年京の伏見なる。稻荷の祠官非職人羽倉攝津（名は信名）へ。事のついてに此起原のを問合たりしかへしに申こせしは。十三夜賞月のまさしき起りは。天曆（村上の朝）七年九月十三夜。はしめて月の宴を行はれしか遺例となりこしなり。但し此宴はもと八月十五夜の御遊を後れておこなひ給へるなり。其よしは八月十五日は。先帝の御國忌にあたり給へは。儲しも後れて此九月に其御遊を行ひ給ふへかりけるか。此月とても十五日は猶其日次も忌しけれはとて。儲十三夜にさためて此月の宴をはひらき行はれし事なりと。昔年韶光卿のまた侍中にておはせし時。かたり傳へ給ひきと。具に書付て告傳へこせし也。今これをおもふに。そもそも 彼卿の御說何のしるしをとゝめえて。かくさたかにのたまへりといふをはしらすといへとも。もとよりかならすさる正しき徵もなからんには。いかてかくさたかには傳へられ給ふへき。故に今暫く其御說につきてこれを史編に考るに。朱雀天皇のかくれさせ給へるは。實に天曆六年八月十五日とみゆれは。いかさまにもさる仔細ゝ侍らんかし（弘賢曰。これらの說は。いつれも躬恒集に正しき出所有をしらすして。い

ツキミ

へるなり）。附錄。閑窓雜錄に。明の趙世顯といふもの。月社をむすびて每月十三夜の月を賞せし事有といひて。その序を引て云。昔人曰醉月宜秋子殆以爲不然。夫月闕而盈者歲十有二。當二其盛時一無レ不レ可二樂而醉一也。特秋云乎。故予社集每月期二於十三。方二其淸光乍發一匣鏡新開。林壑騰レ輝萬彙生レ色。以俳徊寫二素娥之半面。月幾レ望而與方新信可レ樂也。」洋々社談那珂通高の記に。古今著聞集に。嘉應二年九月十三夜。寶莊嚴院に詩歌の會あり。式部大輔藤原永範の警句は。樓臺月映素輝冷。七十秋闌紅淚餘。といへるなりと見ゆ。東鑑に源賴朝既に藤原泰衡を平けて。陸奧より鎌倉に歸りし後。平泉の無量光院の供僧助公叛を謀るを以て捕へらる。賴朝乃梶原景時をしてこれを鞫せしむれは。對へて曰く。藤原氏とは四世師檀の契ありしに。九月三日泰衡誅に伏せし後。十三日の夜に及ひて懷舊の情止み難ければ「昔にもならさる夜はの驗には。今宵の月も曇りぬる哉」と詠せしのみ。敢て異心あるに非すと。景時以て賴朝に告く。賴朝これを感し賞を加へて還されたるよし見えたり。北條九代記にも。亦た此の事を載せて別に「浮雲をふき拂ふ空の秋風を。我か物にして月を見まほし」。といふ歌あり。陰德太平記に大內義隆九月十三夜に。宴を香積寺に開きて作れる詩あり「人詠二和歌一更賦レ詩。一年兩度月明時。今宵影勝二中秋夕。三四有レ盈三五虧」といへり。北越軍記に。上杉謙信能登の七尾城を陷れしは。九月十三夜なりければ。麾下の將士と城中に宴して「霜滿二軍營一秋氣淸。數行過雁月三更。越山併二得能州景。遮莫家鄕思二遠征」といふ詩を賦し。又「武士の鎧の袖をかたしきて。枕に落る初雁の聲」といふ歌を詠ぜるよし見えたり。是れ皆繼華故事に載せたる所にして。九月十三夜に月を翫ふことは。支那に其の例無しと古より言ひ來たりつれども。我が見る所に據れは。又た一二の此に似たる者無きにあらず」とあり。以上を以て月見の大要を知るべし。

ツキム　頭巾。和名抄云。唐令云。諸給二時服。冬則頭巾一枚。」衣服令云。朝服一品已下五位已上。皁羅頭巾。六位七位八位初位。皁縵頭巾。」釋氏要覽云。增輝記云。昔無レ冠絰。或用二頭巾一當レ以二金幅褐布。杜氏呼二布帽一用レ布五尺二寸。後長二尺五寸。背面前長二尺八寸云々」。是ら禮帽にして後世云ふ頭巾とは其用異なれども。其始め是等より基きしものなるべし。【マス頭巾】貞丈雜記に云。桝頭巾の事。細川典廐樣昌院常に被用候。紙にてこしらへ（ため塗にしたる物にはあらす。只うす〳〵とぬりたる也）。うるしかばぬりたる物なり。やがてたゝみて懷中するやうに調候し。又伊勢常眞返答に云。入道出仕のときは。頭巾錏頭巾を可用候とあり」（細川政國を云ふ。文明中の人。足利義政に仕ふ）。四角なる桝に似たる故に名くと云ふ。」また【錏頭巾】。同書及び常照愚草に見ゆ。もと〳〵は錏頭巾を專用候し。又錏頭巾同前也。たこずきんに限りて。紫色を用也。萬にむらさき色をは憚申候へとも。たこずきんにかぎりて不苦候。」錏頭巾とは丸く製へたる頭巾なり。錏の頭の丸さに似たれはタコヅキムと云ふ。」また嬉遊笑覽に【角頭巾】藥師通夜物語（寬永二十年草子）。醫者の服をいふ處。長胴服に角頭巾（竹齋物語富者のさまをいふに。しゆちんの頭巾をかふり肩をならし云々角頭巾か）。新竹齋（一）。くだらぬ理屈。あはう口。引ずり羽折。長つきん。是貞享の初の草子なるに。其頃までも醫者の風俗おなじさまなり。但し角頭巾と長頭巾は異なるべし。」因に云。醫師は昔大小刀をさすを更になし。又た駕籠にのらず。近世まで然りとぞ。元文元年板の前句附。光りかゝやく——上古とは違ふて今の醫は衣なり。又藥師通夜物語。「このわたつみて雪をしのがむ。年よりはかます頭巾を引かむり」など見ゆ。洛陽集。「ちりめんや朽し碁打の角頭巾。如風」。「かろい世やうつふし染のすみ頭巾。自悅」。佐夜中山集。「おのづから白髮やそむるすみ頭巾。宗次」。「丸顏になるや額のすみ頭巾。臣言」。【ともこも頭巾】は今出羽國秋田にて用る一種の頭巾あり。總體江戶の婦人當時用る頭巾に似て。うす綿を入顏の出る處。左右に細き紐を付たり。これを前より後に廻して結べは。顏と目ばかり出る。之を方言にどもつたといふは。呼やう訛れり。此頭巾やゝ古し。犬筑波集に「頭巾をだにも今はかつがず。ともかうもせし昔こそ戀しけれ」。雜睡笑に。大晦日に幼き子に教へて。元日の朝わが此頭巾を手に持たらば。とゝのともかうも頭巾をもたればといへと云々。世話盡（明曆二年板）。戀の詞の內。ともこも頭巾を出せり。浮世ぐるひに用る故なり。衣食住記。元文ころ頭巾しころを付しころの端に。ボタンを付顏を覆ふ。是を覆面頭巾と號し。異名をとうもかうもといふ。制せられて止と云り。されとも明和八年江戶名物鑑（副板の時より已前有來りし物も多し）に。覆面頭巾出たり。ともこもとは若き者の着へきにあらぬを使して用る故。ともかうもあれと云意をもて呼なり」【しゆちやうづきん】は貞丈雜記にいふ。剃髮の者のかぶる頭巾也。源平盛衰記に太夫坊覺明は首丁頭巾ふしなはめの鎧を着る。又首丁頭巾に腹卷着たりなんどして。とあり。又平家物語に土佐坊昌俊黑革鎧着て首丁頭巾を着たりとあり。鎌倉年中行事に成氏の出陣の事を記して。御力者或は十人或は八人又は六人。何も出長頭巾とて。黑布にて。くゝりて。うしろの方をは廣くして。中一所ばかりとらたるをかぶり。白き素袍に

染たる小袴。引數付て太刀をはくとあり。首丁頭巾も出張頭巾も同物也。又頭長頭巾とも書也。義經記に。法師ながらも常に頭をそらざれば。なつゝかみかしらにおひたるに。しゆつちやうときんひつかこみ。鬼の如くにみへけるとあり。ちゆつちやうときんも。しつちやうつきんも。同し物也。剃髮の者のかふり物也。力者も剃髮の者也。」【ほあて頭巾】は頰當なり。室町日記に。頰かくし頭巾とあり。古畫に徃々見ゆ【丸頭巾】見覺草。若僧の出立。紅うらの丸頭巾云々。「裏あかしたてな人丸頭巾かな。玄札」。「色々の頭巾のはてや丸頭巾。柳居」。佐夜中山集。「紫にそむるや藤の丸頭巾。英總」。僧徒の頭巾なり。鞠頭巾といふは少し異なり。寬永發句帳「寒きとも誰かゆるしの鞠頭巾」。風流後日男(二)くだんの大臣丸頭巾にて床柱にもたれ(侈れるさま也)西鶴が置土產。一大臣置頭巾して書院毛拔を持云々。永代倉に。旦那と呼ばれ置頭巾云々。古き繪草子を見るに。置頭巾大かた丸頭巾とみゆ(もと僧徒の頭巾なれとも。流行おのづから如此)。これをほうらく頭巾ともいふ。一代女(五)この親父衣裏に綿ほうしをまき。夏冬なしのほうらく頭巾云々。ほうらくは豐樂にや【なかざき頭巾】丸頭巾にしころ付たるを。熊坂頭巾と云。もしこれにや短きも長きもあるへし。長きを熊坂といふ。」【もつそう頭巾】其形おもふへし。」【隱元頭巾】は今お高祖頭巾といふものにや。此の禪師は承應三年來朝す。元隣が今やうといへる寬文中よりなれば當時のをなり。」【奇特頭巾】これは前に覆面を付たる也。同元隣が作の誰身の上(六)是れは明曆二年撰なり。おどけたる物語あり。文長ければ畧してしるす。昔さる人田舍へ金色を贈りしに。田舍にてこれをしらす。皆々打よりて寺の長老に尋れしかば。長老も是をしられども。識りたるふりして云やう。京には近年六角堂の辻風とて。つよきから風吹て。大佛のつりかねなどをも吹ちらせば。洛中その風を防かむことを神に祈りしに。夢想ありて此の頭巾を賜ふ。名付て神變奇特頭巾と云。問て云。頭巾はさるをさふらはむ。此上に反りたるはしの樣なる物は何にて候ぞ。答云。この頭巾をも取て行ほどの風なれば。ひかへのほゝ當なり。又た問云。くちばしのやうなる物はいかに。答云。これは人の物いふを聞ための。耳の穴の口なり。又不審して問云。さあらば兩方にあるべきを。一ツあるはいかゞ。答云。兩方にありては夜臥に枕につかへてあしき故なりと云けるに。一在所の者ども感心し。かゝる珍しき物を地下におさめおかば。後の聞えもあしかりなむとて。國の守へさゝぐるに。國守御留守にてしばし待て廣間に居る。忠節の者なればとて御膳給はりけるに。件の神變奇特の頭巾に。汁を次で出しければ。在所者肝をけしすべきそしやうもなくて在所へもとりしと也と云り。この長老問答の給有て。その處にともかうもの沙汰と書たり。金色とは提子なり。林遜節用に出つ。ともこも頭巾を奇特の異名と呼ふは。そのかみ此物語ありてこれを取たるにや。此頭巾もとの名は頰當なり。一物にて二名あり。これを思へは。寶倉に。多く出たる頭巾同物別名にもあらんか。其後天和貞享ころ。專ら女の着たる頭巾にて。今時はきどくと呼り。又氣まゝともいへり。五元集に「目ばかりを氣まゝ頭巾の浮世かな」といひしは。元祿のころなり。【なくそ頭巾】は苧屑にて製りたるなり。物類稱呼に。江戶にて㮾(カラムシ)づきん。又がんだう頭巾といふを。北國にてぼうしと云ひ。又なぐそ頭巾を。くづ頭巾といふ。武州秩父にてちよつぺいといふとあり。越後にては菅を以て作る。輕きを便とす。是をいつばいと云ふ。ちよつぺいもいつばいも。共に胄の頭盔になすらへて名けたるを訛れるなり。又山岡頭巾ともいふ。洛陽集「人かひの名にや穢れむほくそ頭巾。春澄」。人かひは人かどひ也。がんだうは强盜なり。」【なげ頭巾】艷草に。ひかかく光る投頭巾。たてなる脈きぬ着て躍れは。木曾などりとも云べきか。佐夜中山集。心ひとつになげ頭巾着て。「いへばえにいはれぬふりよばか踊」とあれは踊に多く用ひしとみゆ。又同集に「投頭巾ゆるし給へや人／＼よ。信元」。四角に縫たるを後の方へ折てきる頭巾なり(傀儡師人形また今小兒にも着るあり)。又いと長きもあり。難波にて俠客なとの着たるも。其の始め東海道名所盡。けんくわ買の奴といふに。投頭巾をやりおとかひ迄引かぶり云々。歌舞伎事始(二)黑船頭巾と云へるは。立役姉川新四郎始めたりと云へる是なるべし。但此者より始ると云るは非なり盜故集に。日光へ思ひ立に「雀子も笑へ旅出の投頭巾。蓮谷」。【はげが頭巾】これは頭巾の名にはあらず。老人の禿頭に着たるは。戀ゆゑか寒き故かと雖じたる也(以上寶倉に出たる頭巾どもなり)。一代男雙紙。天和頃。髮は水引かけて黑しゆすのきどく頭巾(女の着たるなり)。一代女册子(貞享三年)。女奉公人藪入の處。きどく頭巾より目ばかりあらはし。誰袖海(元祿十七年)。貴賤群集の中云々。深う人目を忍ぶと見えて。きどく頭巾に顏かくし云々。この畫のさまをみるに。覆面を付たるにあらず。今の風呂敷頭巾に似たるを頰かふりしたるやうなり。春臺獨語に。婦女むかしは。きまゝとて。黑き絹にて頭面を包み。目ばかりを顯はしける。其後絹にて頭面を包みしは我二十餘り。寶永の頃迄しかなり。今は小き綿を頭上に頂きたるのみにて。面をば打さらし。はれやかなる貌にて道を行さま。面はゆげとも見えず。男は面をあらはすべきものなるに。此頃はあみがさ眉までかゝるをかぶるは。珍らしか

ツキム

らず。かぶとの如くなる帽子をかぶりて。面をかくすもあり。常の頭巾に覆面の如くなるものを綴り付て。目ばかりをあらはし道を行もあり。燧の緒手卷に。頭巾も品々流行たり。」大抵大黑の如き括り頭巾に。少ししころを付て。襟をかくし用ひたり。年來の人に役人などのかぶりたる也。其後「宗十郎頭巾」。「角頭巾」。「目ばかり頭巾」。「がんどう頭巾」。袖頭巾は遊客の用るに至極宜し。禁あつて止む。女のかぶるには。髪そこねずして甚よかりきと有。これおこそ頭巾なるべし。五元集に。「童にはしころ頭巾や煤拂ひ」といへるは。彼大黑の頭巾に似て。しころ付たるを云なるべし。【おもり頭巾】榮花咄に。おもり頭巾留針。其碩が草子にも同じくあり。是はひらり帽子のかへり易ければ。右の端に鉛のおもりを入たる也(猶下にいへり)。【こしやう頭巾】鹽尻。惡黨の漢名を擧たるに。草寇(オヒハギ)。闘香(我國にいふコセウ頭巾の類也)といへり。大阪聚樂町に梅の濫や吉兵衞といふ者。こしやう頭巾の本人なるが。元祿二年四月十九日。大赦に逢て獄を免がれしが。同五月十九日天王寺久兵衞といへる兩替店の召使。長吉を殺害して六月十九日捕へらる。其始末うるさければ記さず(茜染野中隱井といへる淨瑠璃是なり)。難波長吉踊といふ唄此事を作れり。一雪が新著聞集。梅濫吉兵衞といふ者。胡椒づきんといふ事を始て仕出す程の大惡黨なりといへれと。これ始にあらず。延寶八年撰みし洛陽集に「胡椒頭巾すりはあやなし年の暮。梅水軒」。かくあれはもとより其の稱はありしなり。頭巾にて面隱し。又は人をかとひて頭巾を打きせなどしたるにや。胡椒は辛きをいふ。山椒太夫の號にひとしかるべし。草廬雜談に。唐書の王君郭が傳に。負二竹笥一如二魚貝一。內置二逆刺一。見二鷲レ給者一。囊二其頭一不レ可レ脫。乃奪レ給去。民間に云つたへるふくろ頭巾といふものゝ類なるへし。この袋頭巾といへるは。即ち胡椒頭巾なるべし。芝居役者伎藝古實に。宗十郎頭巾は古助高屋。いまだ宗十郎といひし頃。梅の由兵衞の時かぶりしより。今に其名を殘すといへり。此狂言に用る頭巾小さき鎖(ジヤウ)を付けたり。胡椒を小鎖に取なしたりとみゆ。彼剪綵(スリ)のきたるも。しころ頭巾にや知へからず。教訓下手談義(二)ちりめんの頭巾のしころが。七の圖まで下る。百姓は身帶のさがるも。又それ程髭の毛のうへにあがる程。馬鹿もあがるもの云々。このしころの頭巾は。即ち宗十郎頭巾といふものなり。類柑子。小兒のとをいふ處。しころ頭巾のおかしげなる云々。これは比丘尼などの着るしころ短き頭巾なるへし。」【袖頭巾】一名御高祖頭巾といふ。用捨箱云。ふるき草紙には見えず。寶暦八年の寫本愚痴拾遺物語に。一兩年以前より。をかしき頭巾はやる。袖頭巾といふ。其原は[　]順光といふ坊主品川へ通ふに。高祖日蓮上人のかぶり物より思ひつきしなり始には順光頭巾といひけるとなり」と記し。又た我衣に。寶暦元年大阪より。中村富十郎といふ若女方下る。寒風を防ぐため紫縮緬にて。帽子をこしらへたり。時の若き女是をかぶりたり。男もかぶる者あり。其時の人是を大明頭巾といふ」とありて。袖頭巾をかぶりたる圖を載たり。按に順光。富十郎に起りしと云兩説共に非なり。寶暦元年より十八年前。享保十九年印本。櫻鏡に「花盛りそれかあらぬか袖頭巾」。江戸町二丁目平野屋平左衞門內みちのく」とあり。此草紙は吉原より淺草寺の境內へ。櫻を植し刻の遊女の句集なり。此櫻を千本櫻。あるひは札櫻といふは。奉納したる遊女の名札。木毎に結てありし故なりとぞ。此頭巾中頃は腮まで出るやうに縫ず。日の下のわつかに見ゆる程に製したり。ゆゑに明和八年。黛山點前句附。「うつぶいてゐる〳〵」といふに「ぼたんには鼻を用る袖頭巾」と附たるあり。又我衣に記しゝ如く。昔は男もかぶりしなり。風俗陀羅尼(寶暦十年尺龍點集)に「いつとうにはやり男の袖頭巾」といふ句あり。當世不問語(マビサシフキガヘシ)(明和元年印本)には御高祖頭巾と見えたり。【火事頭巾】は形冑の如く。反孱耳門等をつけ。又鍪の如きものを垂れたり。革或は哆羅絨(ラシヤ)にて作る。防火夫は木綿のサシコにて製せり。其形現に見る處なり。【もうろく頭巾】紋羽織にて作る。淺青色なり。之を冠りたる形。頰かむりの如し。」【德川幕府のころ制令】あり。憲法部類に云。延享元子年三月七日御觸。近年面體を隱し候頭巾を拵。途中にて冠り候もの數多有之。奉行所より尋者に紛敷候間。前々より有來之丸頭巾。角頭巾之外。一切冠り申間敷候。」また享和元年十二月の觸書に。同文ありて。右之趣先年相觸候處。近頃又々面體を隱し。美風之頭巾をかぶり候もの有之段相聞。不埒之次第。左樣には有之間敷事に候。依之以來面體を隱し候頭巾をかぶり歩行候者於有之者。屋敷にても廻りの者見懸次第。頭巾をとらせ。名前等も承。疑敷者に候はゝ召捕。屆に不及。町奉行へ可被相渡候。尤告違者不苦候」とあり。明治革新後。男子は外國風に習ひてシヤツプを冠り。女子は未だ專らオコソ頭巾を用ふ。

ツキヤマ　假山。(ニハを見よ)

ツクシコト　筑紫琴。今日俗間に單に琴と稱せし兒女の修するもの。箏の琴の一種にして。本稱は筑紫琴と呼ぶべきなり。さて此の【筑紫琴の流儀】は大江戸の昔は數多かりしよしなれど其大分は廢絕して。今は生田。山田の二流のみを存し。名古屋。大阪。西京地方は生田流を學び。東京市內は山田流に歸したるよし。茲

に其來歴を畧記せんに。貞享の頃とか八橋檢校なる人あり。斯道の中興と聞えて始めて「八橋流」といふを起せしが。其門人生田檢校は別に一機軸を出して。「生田流」を創め。舊曲は俗耳に遠しとて更に新曲三十五曲を作り。又其以前は。「早搔」。「靜搔」の二法ありしのみなるを「七段」。「九段」及び「中組五段」などの調子を工夫して。大に琴の道を弘めり。然るに文化の初。山田檢校なる者出で此道を世に擴むるの方便として。時の流行謠を借り。【吾妻箏】と改めて新曲を作り。傍ら外曲(組歌を本曲と云ひ種々の唄を彈き三味線に合奏するを云ふ。)を奏したるに。大に世の好みに投じ。扨は歌舞伎にて所作の相方に用ひたるより。忽ち都下に流傳し。今日までも山田流を珍重することゝはなりたり。扨山田檢校世を辭して玆に八十餘年。其門人なる今の東京音樂學校教授山勢松韻其流を維持し。師の遺したる組歌の内淫佚なる者を訂正して。盲啞學校の生徒及び家に通學する多くの少女に教授し居るよし。其曲目は大畧左の如し。」弓八幡。芙蓉峯。那須野。さくら狩。小督曲。江の島。東の花。葉がくれ。春宮曲。笠の内。住よし。千里の梅。花つま。花の鏡。たけ筏。播磨八景。相生。曲水。時鳥。四季の艷。蓬萊。葵上。熊野。四季の段。又他流にて作りたる組歌の内にても。優美なる者は擧げて科目に加へ居るとぞ。」【琴の名稱】琴は筑紫箏と呼ぶが本稱にて。吾妻箏は山田檢校の新に名付しものなれど。何れも形には變りなし。唯生田流は長け六尺三寸。山田流は六尺のものを用ふるの差あるのみ。又生田流にては總角。紫檀包。上角。櫻包等の裝飾を好み。爪は丸爪を用ひ。昔は蒔繪の好もありし。今は廢りぬ。山田流にては一切裝飾を好まざるを以て。稽古琴一面の價も生田流のものは二十圓以上二十五圓を要し。山田流の品は八圓以上十圓乃至十二圓にて新調するを得べしといふ。又新桐の甲に角或は象牙の裝飾を爲し或は紫檀。櫻の皮にて包むものあれど。斯くするときは幾分か其音色に狂ひの生ずるものなるが上に。其裝飾ともにて一面の價二百圓以上に騰るを以て。近來は注文少なく竝の飾りにて價五六十圓の品賣行あるよし。因に記す琴全體には十六の名あり即ち左の如し。」龍頭。龍舌。龍角。前足。海。大磯。陰月。龍向。小磯。龍腹。鞆形。雲閣。天神座。柏葉。後足。龍尾。」【琴三味線師】府下にて名家と呼ばれし琴三味線師は。十軒店の柏屋石井長兵衛なりとぞ。柏屋の祖先附法水は。慶長の末年京都にて還俗し。琴三味線を造りて是れを鬻ぎ。寛永の初年東都に下りぬ。其子長兵衛父の業を繼ぎて本銀町に柏屋の暖簾を揭げたるに。此地は舊と一里塚の跡にて。店頭に大なる榎の樹の在りければ。世の人榎の樹の三味線屋と呼び慣したるよし。然るに寛文二年柏屋は徳川家の用達を命ぜられしかば。それより柏屋因幡と呼びて其子孫繁昌せしに。明治十二年の頃當主長兵衛破產して店を閉ち。今は淺草鳥越邊に落魄して。其子は車夫となり果て僅かに露命を繫ぎ居るとぞ。左れど今日市內に琴三味線師の看板を揭げ。柏屋の家號を稱ふる者は。何れも長兵衛の支流ならぬはなく。殊に神田に住む重元。海保の二家は最も舊家なりと稱せり。」【琴の教授】山田の流を汲み。今日府下にて琴の指南を爲す者十餘名もあるべし。是等は皆昔の如く口傳。秘法などゝ稱へ。初免許は金三圓。中免許は金五圓。奥免許は金七圓乃至十圓と相塲定めて之を收め。月謝は五十錢以上と云ひ。相手の身分に寄りては二圓位までを受くるよし。此外月演習の費用等を合すれば。弟子一人の謝儀は一ヶ月先づ一圓より下らざるべき有樣なり(以上明治三十一年六月二十六日時事新報に據る)。

ツクダジマ　佃島は。東京京橋區に屬し。大川口の一島なり。その創築は。寛永中にあり。始め攝州西成郡佃村(佃村は古名を田蓑島と云ふ。現今千船村と改まり。猶字佃村と稱へり)の漁夫等。天正十八年八月徳川家康公の台命に依り。佃村住吉神社(現今佃村の住吉神社は維新後田蓑神社と云へり)の舊神主平岡正大夫の弟權大夫好次。又同村の漁夫三十三人と江戸へ下向の砌り。住吉明神の分靈を奉持し。且又其時白魚の種子を竹筒に入れ。當地へ來り。旅舍を安藤對馬守侯の邸內に賜はり。是に於て住吉明神を祭り祈禱を行ひ。白魚(參看)の種子を近海に放ち。其蕃殖を待ちしに。翌年大漁になりしかば。漁夫等大に歡び。其初漁の白魚を幕府へ獻せり。寛永七年中石川大隅守の邸內に借地し。是に祠を建て。住吉明神を遷し祭れり。當時漁夫等は每年白魚漁期節に至れは攝州より下向し。期節終れば歸國せり。此頃築地の網干塲を賜はりしが。暫時にして上地せり。其中現今の本願寺の地所は本願寺へ寄附したるなり。是より前慶長十八年八月十日幕府より江戸近海に於て專漁の特許を蒙れり。其公證文は左の如し。

一此網引江戸近邊海川におゐて。網かけ候事相違不可有。但し淺草川稻毛川御法度之場所は不可引者也。

慶長十八丑八月十日

米勘兵　印
島兵四　印
靑圖書　印
土大炊　印

右の公證を賜はりし同漁夫等本國に居りし頃より。種々東照公の恩顧を蒙り。東照公多田廟へ參詣の節は。漁船を以て神崎川を渡し。是の節佃村の住吉神社へも參詣せられたり（是とき公の台命により佃村と稱へりと）。又伏見在城の頃も。御膳魚を獻し。大に德川家へ精勤したるが故に。佃村漁夫等は帶刀を許され。九州筋の隱密方を命せられたり。是等の關係よりして。家康公天長十八年八月江戶下向の節も。前記の如く漁夫三十三人竝に平岡好次等へも供奉を命せられたるなり。此迄小網町に寓居せしが。寛永年中江戶漸く繁榮に赴くに從ひ。幕府へ願ひ鐵砲洲向の干潟の水地を賜はり。平岡始め漁夫三十三人自費を以て築島の工事を起し。正保二年落成し。本國佃村に準へ。佃島と名づく。現今の住吉神社の社地を氏神鎭坐の地と定め。正保三年六月二十九日住吉明神を鎭祭し。竝に神功皇后。東照公を配祀せり。漁夫永住し。又平岡好次も同社の神主となり。爾來今日に永續せり。維新猶住吉神社は元祿十二年九月九日幕府より古蹟社たることを定められたり。維新の後社格は明治五年十一月十三日村社に定められ。同六年七月五日鄕社に進められたり。

【盆踊】七月十三日より十五日迄。島内は言ふに及はず。鐵砲洲にて盆踊を行ふ。今東京にて盆踊を行ふ地は此の島民のみなり。維新前は吉原及び洲崎へも踊りに行きしと云ふ。吉原は元吉原とて葺屋町にありし時。佃島民は當時小網町に住せしかば。隣町の事とて。必ず踊りに行きし例の遺れるならん。深川は何時のことなるにや。佃島の人民の分れて殖民したるなるべし。兩地其の言語の相似たること。江戶土着の人民と異なるを以て。其の一種類たることを知るに足れり。

【佃島の漁業】日本橋の魚市場は。佃島民の開きしが始めにて。同市場には今に佃某と名乘る家多し。元佃島民が漁し得たる魚類を舟の板子の上に乘せて。日本橋の近所に出でゝ賣りたるが。追々分業となり。日本橋に常住して。仲間の魚類を引受けて賣る者出來たるより。魚問屋とはなりたり。同島の漁業の始には。白魚漁の外。幕府の魚類の御用を勤めしこと多々あり。又舊幕府時代將軍家御濱御成の時には。必ず當島の漁夫。六人網を以て御用を勤め來れり。四都手網六人網とて二種あり。又四都手中に夏網冬網の二種ありて。冬の方は則ち白魚漁に用ひ。夏網は鰡類雜小魚類を漁するに用ゆるなり。六人網は舟二艘に人夫八人にて漁獵に用ゆる網にして。東京灣に生殖する大小の魚類を收獲する漁具なり。大概年中之を用ゆ。同十六年四月二十七日には故陸軍大將有栖川熾仁親王殿下御息所。有栖川威仁親王殿下御息所。住吉社へ參拜あり。汐干狩の御遊あり。同年十月三十日有栖川威仁親王殿下御遊漁ありたり。【現今の島内】は昔日に變りて漁夫三分魚賣商七分となれり。是は必竟海面埋立又東京灣の滊船往復頻繁の爲め。漁業も昔日の如くならず漸々に漁夫減したり。新佃島及月島築立と共にこの方面に工場起り。職工の住宅と共に商店も增加し。人家日々に增加す。

ツクボウ　突棒。（サスマタを見よ）

ツクマツリ　筑摩祭。又鍋祭と云ふ。近江國阪田郡筑摩神社の祭なり。祭神は御食津神なりといへり。和訓栞云。文德實錄に。近江筑摩神と見ゆ。今ちくまといへり。坂田郡筑摩莊は。大膳職御食津神を祭れり。西言記には。內膳筑摩御厨とも見ゆ。扶桑略記に。廢二筑摩御厨一と見えたるは。後三條院の時也。祭日は四月朔日。此日里の女已に嫁する者鍋釜を戴て。神幸の後へに候す。再嫁の者は二枚。三嫁の者は三枚もて神に奉るといへり。御厨の神あるをもて也。むかしは土鍋をちひさく造り板に居てかづく。今は大鍋一ついたゞき。ちいさきを內に入といへり。中世より後は里婦笑態を驚くもの。强て鍋の數を多くして艷容とすと云々。拾遺集に「いつしかもつくまのまつりとくせなむ。つれなき人の鍋の數見む」。後拾遺集に「おほつかなつくまの神のためならば。いくつか鍋の數はいるべき」。また雜和集に。俊賴日。近江國つくまの明神と申神おはします。其神の御誓にて女の男したる數にしたがひて。鍋をつくりて。その祭の日奉る也。男あまたしたる人は見ぐるしがりて。少し奉りなどしつれば。物のあしくて。やみなどしてあしければ。數の如くして祈れば。なほりなどする也」と見えたり。

ツクリバナ　剪綵。五色の紙を以て。草木の花を造りたるものなり。和訓栞に。つくりばな。花勝を云。事物紀源に。晉に起ると見ゆ。人日に相遺るといへり。或は金紙にて花形を造り。面を掩ふやふにして。頭に挿てまじなひとす。剪綵も同じ。伊勢物語に。梅の作り枝に雉をつけてと見えたり。」とあり。伊勢物語に。むかしおほきおほいまうちぎみときこゆるおはしける。つかうまつるをとこ。長月ばかりに梅のつくり枝に。雉をつけてたてまつるとて「我たのむ君がためとてをる枝は。ときしもわかぬものにぞありける。」とよみてたてまつりければ云々。と見えたる。是れ也。今造り花は。祭禮の遨物。或は傘鉾などにつけ。また佛前へ供する等に用ふるなり。又一說。けづり花と云ふも。削り掛のみを云ふに非ず。一般の造花

を云ふなりと。【造花科】又花釵に。布もて花を造りしもこの一種と見るべく。近來女子職業學校等にて造花科の一科目を設け。花釵徽章又は單に活花の如く粧飾用に造るもありて世に行はる。

ツクヱ　机は。元來飲食器を居る臺なり。坏居の訓義といふは允れり。今專ら書を讀み字を寫すに用ふる文具とせり。五雜俎云。古人席レ地而坐。疲則憑レ几。食及觀レ書則皆用レ案。几即今之卓子也。案似ニ食格之類ニ和訓棐云。つくゑ机案をいふ。坏居の義。きす反く也。今專ばらに文机を稱せり。されど飲食の具を本とす。日本紀にも。百机飲食を。もゝとりのつくゑものとよめり。古事記に。百取机代物に作る。儀式帳に机代二百十前と見ゆ。式に。切案。高案。大案など見えたり。源氏にみそのつくゑ。おき物のつくゑ。建武年中に白木のつくゑなといへり。【八足机】は上代より用らるゝ所にて。神前に物を供するに用ふ。貞丈雜記に。八足の事年中恒例記。五六月晦日水無月祓の條に云。齋藤將監仍庭上に祇候候て。御八足竝御輪取あつかい申也云々。八足と云は八つ足を付たる案也。八脚の案と云物也。禁裏にて御神事の時神へ供へ奉る物神酒。其外盛り物を載つくゑ也」といへり。また。唐机あり漆塗の机あり。引出しを附たるもあり一閑張の机あり其他種々あり。貿易備考云【つくゑ】矮脚高脚の二種あり。矮脚のものは書を讀み字を寫すの時凭る所の具にして。之を文案と云。本邦古來用ゐる所のもの是なり。高脚のものは即ちテーブルにして。書を讀み字を寫すの外。亦食時の用に供す。現時輸入若くは輸出する所のもの是なり。共に其材料及ひ製作に精粗巧拙の別ありと雖も。其の形狀及ひ製法に至ては。大差あること無し【文臺】四季草云。文臺今用るは長二尺。廣一尺。高三寸ばかりありてよき物なり。古のは大なる物と見ゆ。新儀式行ニ幸朱雀院ニ召ニ文人ニ竝試ニ擬文章生ニ篇に。近衛次將二人にて舁と見えたれば大なる物なるべし。按にこれ則机なるべし。さて文臺の文の字清みて唱ふべし。ふみ臺といふ事なり。或人云。フンダイの文の字を訓によめは。湯桶よみにて惡しといふ。然れども我國にては朝廷の事に湯桶よみ多し。フンダイともフダイともいふべし。古書の格なり。」南嶺遺稿云。和歌の會に用らるゝ【文臺】の事。これは和歌に限りたるものにてはなし。古來書物を乘せてよむ臺也。かるがゆゑに寸法なきものなり。太平記などにも。玄惠法印文臺にて書を講ぜしと有。今の見臺といふものは後世の作意にてしたてたるものにて。いにしへにはなきもの也。夫故伊藤氏なども見臺といふ名の俗なるを嫌ひて側几と名づけられし。居士の書にも斜几と云ものゝ事をのせたるも有。見臺のやうに仕立たるものにや。事物紀原にも見臺とおぼしきものゝ事見えたり。我國は古來文臺にて事をすませしと見えたり。源氏物語紅葉賀卷に。もみぢのむすひづくゑといふ物有。紅葉の枝を折てならへ。足をもみちのえたにて紙よりにて。所々むすびてつくゑとしたるものなり。源氏の體にて考れば。時にとりてむすび机を用ひ。和歌書たるものをのする臺とおぼえ侍る。今世にいふ柳筥といふものは柳のむすびつくゑなり。しかとしたる今の文臺の寸法は俊成卿よりはしまりしよし。定家卿の明月記に見えたり。

【出シ文机】嬉遊笑覽に事跡合考等を引ていふ「書院は床に掛物香爐等あり。棚には書籍等を置き。俗に附書院といふは。其高さ机案のごとく。向ふに明障子を立て。即ちこの板の上に書籍を披閲し。書寫する事。全く書案なり。されば東山殿書院の飾りやう。本の板の上に硯筆等を置る。末代猶如此書を學ぶ爲なれば。如此結構の間を書院といふ。附るといふ字床の脇に作り付けたるを見ていふ俗稱なりといへり。これはそのもと末をわきまへぬみだりごとなり。附書院の製はいまだ禪法行はれず。書院といふものなき已前より有しを。後かの書院なる床棚などの趣に似たるから。附書院といふ名も出きしなり。もとこれをば「出シ文机」とぞいひける。圓光大師傳に。上人黑谷にて華嚴經を講じたまひけるに。青き小ぐちなは机の上にありけるを。法蓮坊信空に取て捨べきよし仰せられければ。法蓮坊かぎりなくゝちなはにおつる人なりけれども。師命そむきがたきによりて。出文机の明障子をあけまふけて塵とりにはき入て投捨てけりとあり。上人の居所なれば。傳中其圖あまた所に畫きたり。今俗に高さ一尺はかりに作りたる佛壇床と云もの。もとより有し佛壇なるを。後に床の間出來て（これも俗稱なりもとは床のある間をいふ）。これをば佛壇床といひしなるべし。同例と見えたり。文みる處は出文机の製よろしかるべし。色々とりつくろうはうるさし。たゝ明き小窓のもとに。棚板をとりはづしにしたらむは。塵掃ためにもよかるべし。古樣に拘はらず棚の下膝の入べき處はあけて置かされは。机とするに便りよからず。疊三四疊敷にして。傍に書箱置處あるべし。微塵もなきはこゝろよけれど。あけくれ書箱取ちらすのみならず。其儘に置かざれば。明の日また其ごとく取出すにいとまも費えなどするは。ものの檢索するときの常の事なれは。日々茶室などのやうに掃清むることあたはず。物の隈には塵もつもれば掃ふ時やすきやうにかまふべし。されば日々掃清むるやうの人はいか樣にもあるべし。松崎堯臣が窓のすさびに。烏丸光廣卿は常に居玉ふ一間十疊ばかり

ツクヱ

ありて書物を悉く引ひろげ。四枚のふすまを二枚ひらき。机一脚。箱一つ。三本入の扇子箱に筆あり。其間へは年月を經ても人の入ることなかりし故。居らるゝ處跡付て其外は煨塵みち〳〵たり。公宴とて參内院參などの時も。右の扇子箱に硯を入れ手にさげて乘輿に入り。會席へ持參ありけるとあり。【經机】等にて經を讀む時用ふ。【天神机】小說家山東京傳は家をなして後も。この粗製の机を用ゐきといへり（テラコヤ參看）。

ツゲ　黃楊。本草に鑿木子とあり。本草啓蒙に曰ふ。材堅くして。色白し。大なるは板木に用ゆ。ツケハンといふ。櫛に造るをツゲの櫛といふ。或は印材とす。黃楊古來ツゲと訓す非なり。梳に作り印に刻するものは鑿木なりと。萬葉集に「君なくてなそ身かさらむくしけなる。黃楊の小梳も」とあり。其他同集に黃楊の小櫛など多し。辨內侍日記の「カシラケツラズ」といふ木は。亦黃楊なり。「カシラケヅリ」。「カシラケツラ」共に江州の方言なりと（啓蒙）其ほか延喜式等にもこの木の事見え。すべて印材。櫛の材に供さる。今日も木櫛。木板は黃楊を最上とす。共に質の密にして。一は齒の通りよく。一は線畫等の損壞せざるにあり。新聞雜誌の木版など聞ゝ面部丈黃楊を嵌めて彫刻するものある。之が爲なり。

ツケギ　附木。嬉遊笑覽にいふ。職人盡に硫黃箒賣あり。燭奴（ツケギ）と箒とを賣るものなり。古へは硫黃とのみいへりと見ゆ。これは木も竹もあるべし。宗因が俳諧に「たばこのむかと火打つけ竹。さびしさは同じ借屋の隣どの」といふ句あり。寬文六年の作なり。その頃は竹を用ひしかば。これを「つけ竹」といへり。雨森芳洲がたふれ草に「いつの時にか有けん。材木の費をいとひ。乘ものゝぼう細まりし時。昔はつゝら竹に硫黃をはきこれをつけ竹ともいひしに。今世この木を用ひる時はいかゝなりと小さかしき人のいへるより。さらはとてつけ竹に改りけれと。程なくやみてけり。」とあり。按するに杉檜の器などの議ありしとは。元祿二年巳の九月なればこの頃の事かとあり。今はマッチ行はれて附木の用漸く衰へゆけど。尙竈用又は神佛への燈明には。マッチは勿體なしとて。これを用ゐる古老あり（マッチ參看）。進物を入れて來れる器を返すに。半紙を入れ。又は附木を入れて返すは。附木は硫黃ある故。イハウと通じて祝するなりとぞ。又夜中食物を携へ行く時には。其の上に附木を一枚添ふる慣習あり。硫黃は魔性を避くるに因るとぞ。又京阪地方にては。移轉せし人。近隣へ蕎麥を配ることなく。附木を配る。是もイハフの謎なるべし。今はマッチを配るに至れり。

ツジウラ　辻占。（ウラナヒを見よ）

ツジガハナ　辻か花。俳諧歲時記に曰ふ。貞法曰く。つゝしか花といふことなり。赤き帷子のことなれば夏なり。犬追物秘傳抄に後土御門院寬政六年八月將軍慈昭院殿。犬追物見物云々。射手裝束日記にいふ。紅入ざる辻か花の白帷子云。しかれば紅染にも拘はらざるかとあり。

ツジギミ　辻君。（バイヰムを見よ）

ツジキリ　辻斬。武術を修するものが。夜間辻に出てゝ往來の人を斬りしはふるく江戶時代に行はれ。辻斬又はタメシ斬などいへり。兎園小說に文化三年正月の末より。夜分往來の盲人或は乞食ゐざりの類を鎗にて突き殺す事流行し。豐後節淨瑠璃太夫淸元延壽齋芝居よりの歸途。乘物町にて脇腹を突かれ絕命せしとあり。慶應の末などにも間々ありて。中には遺恨又はもの取の業と混ぜしもあらんが。封建の武士氣質の一にかぞへられたる事なり。

ヅシダナ　厨子棚。（黑棚。書棚。違棚。袋棚）。厨子棚は。もと高貴の家に用ひたる家具なり。宮室調度圖解に云。【御厨子棚】といふを略ぜるなり。本は御厨子所（食物を調ふる所）にて。食物を納めおく棚なるを。食物ならぬ器物草子の類を載せおくに便利なるより。其の形をうつし。美麗に造りなして。貴人の座側におくやうになりしなり。其のてい二階棚の如くにして。一所に扉を付け。兩開きにしたるものなり。【二階棚】これは。大かた黑ぬりにして。棚は二段とも上に錦を押す。四方組緖をさし廻して。餘れる緖を棚の四隅に總角にして。垂れて飾りとす。此の上段には。右の方に白銀の火取同じ籠をおほひ。左の方には泔杯を置く。その臺の表にも錦をおしたり。火取は薰物くゆらす料にて。泔杯は鬢かき水を入れおく器なり。（ユの部を見よ）とあり。四季草云。御厨子棚。黑棚の事。みづし棚の名は。源氏物語はゝき木の卷。その外古書どもに見えたり。又二階厨子といふ名も見えたり。作りやうも繪圖も類聚雜要抄（淸閑寺家の書）に見えたり。黑だなといふも同じ類の物なり。つれ〳〵草（百十八段）に。くろみだなとあるは。黑御棚にて。即くろ棚なり。此二つの棚は。本は御厨子所（臺所の事なり）に置て。食物を置く棚なり。されば御厨子棚といふ。黑棚も御厨子所に在て。かまどの烟にふすぼりて黑くなりしを。直に名によびて黑だなと云なり。つれ〳〵草（百十八段）に。中宮の御方の。御ゆどのゝ上のくろみだなに雁の見えつるを。北山殿の御覽じてとあるを以て。臺所にある棚なる事を知るべし（御湯殿の上とは。臺所にて常に湯を沸して置所な

御厨子棚

り。飲湯にも手水にも川ゆ。湯あみ所へも是より運ぶなり。湯沸す所は上といふ。湯あみ所は下と云ふ心なり)。みづし棚も黒棚も。本は臺所にて食物をのせ置棚なれども。何を置にも便宜しき棚なるゆゑ。別に華麗に飾り作りて。貴人の御座の邊に置て。御道具を置るゝ棚になりたるなり。此二つの棚に何を置く物と定りたる事もなし。書籍。卷軸。香爐。香盆。手箱。硯箱。冠筥。烏帽子箱其外何にても心まかせに置なり。置物定りある様に書たる抄物などもあれども。それも其時々に其事によりて用べき物を置く事を云ふなり。たとへば歌の會あらば歌書多く置き重ね。硯料紙の箱。色紙短册箱などを置べし。香聞く會あらば香爐。香盆。香合。沈筥。香匙。火箸。火取の類。香に用ふべき具を多く置べし。管絃などあらば樂器を專に置べし。外の物と置合するに。其日專ら用ふべき物を主として置べし。其時節しげく入用にて有べき物を專に置べし。今世江戸にて。御厨子黒棚のかざりやうの法とて。是は此所に置べし。かれはかしこに置べしと。置物も置所も。かたく定りたる法有りとて。かたくなに覺えたる人あり。これ田舍人のする所なり。その上此二つの棚は。婚禮の時ばかり座敷に置物と心得て。祝事終ればもはや入用なしとて。藏へ納めて後。別に書棚などいふ物を作りて。色々の物を置はをかしき事なり。みづし棚。黒棚は。婚禮の時ばかり座敷に置く物と思ふ心は。誠にいなかびてあさましき事なり(近世みづし棚の扉の裏に。えびす大黒の像を蒔繪にする事あり。これ水島卜也といへるものなどが作り出したることなり)。又かの書棚といふ物は。古き書に見えざるものなり。何人の作り出しけるか。近世の物なり(みづし棚に。兩方へ扉を開く所あり。其所をつぼれといふなり。佛像を入る龕は兩開の戸びら有りて。みづし棚のつぼれに似たるゆゑ。佛の厨子といふ是俗のとなへなり)。」また貞丈雜記云。書棚と云物今世上にあり。御厨子黒棚は書物抔をも載る棚なれば。別に書棚と云物古はなかりし也。今は御づし黒棚の飾樣法式ありて。みだりに外の物は置れぬ物とかたくなに覺たる故。別に書棚と云物を作り出したる也。東牖子云。違棚袋棚といへる物。今世は僭して民間にも設たる家あり。元來違棚は月卿雲客の家に設給ふ物なり。客有て正堂に入來のとき。客の冠を上の棚に置。烏帽子は下の棚に置るゝ爲に設らるゝ物とかや。袋棚といへるは又恐れ多も上なき物を入らるゝ棚にて。金枝玉葉の止んごとなき御殿に設らるゝものとぞ。天子常の御調度どもを錦の嚢に入らる(則下々の紙入なはな紙袋といふ類なるべし)。それを天子入御のとき。御侍兒頭に戴て御參ある主設せし方。其袋を請取奉て。彼袋棚に入置るゝとなり。故に冠烏帽子の棚より袋棚は上にある也。菊櫻御能の時。南殿の階上の椽に御見二方坐ます。これ近く召まつ

七寸九分

七寸九分

文　書　棚

(兼好庵室常什)

わせらる丶彼御見方なりとぞ。扨足利家京都に御所を立られしより。公武混じ。違棚袋棚を末々の武家迄設らる丶より。終に僭して民間に設るとは何事ぞや。袋棚は書畫の軸物と白砂糖の相借屋となり。違棚には絲のしらへ鶴の聲の置處と思へり。また佛像を入る丶ものを厨子ともいへり。字彙に厨又櫝也とある是なり。又兼好法師の用ひし文書棚の圖を。先進繡像玉石雜誌に載せたれば玆に摸縮す。山城國葛野郡栂尾高山寺三尊院脇机と云ふ物。全く此の寸法と同し。件の脇机は開山明惠上人用ふる處と云へは。六百年前の典型と云ふへし。此の文書棚檜を以つて作る。重ねては棚となし。竝へては校書机に用ふへし。

ツジバム　辻番は。德川幕府の時。府下各所に設け。以て街衢の警戒に備ふるものなり。抑幕府辻番の創置は。寬永年間にして。其經費は大名竝に麾下人に負擔せしむ。組合辻番は麾下士と最寄小藩の共同に成れるものなり。辻番の往來士民に便宜を與へしと。少なからず。皇政維新幕府の瓦解と共に。これ等も悉く廢撤せられたり。今之に關する時々の布達規條を揭くへし。武江年表（寬永六年）に。今年より武家かた辻番を置る。端々に於て辻斬ありし故とそ。」といひ。又瀨田問答に。高割辻番は。いつ頃より始り候哉。答。高割辻番所は。寬永十三年に始て大小名ともに。小路々々に辻番所を建て。其外町中端々木戸を拵へ。番人可差置旨被仰出候事。前撰集に見えたり。定て百石以下の分は。此節諸掛り高割に成候事と被存候」と見ゆ○辻番所定書之事「覺」。道橋にて古かれ一切賣買仕間敷候。若賣買いたすもの有之候は丶。其所之辻番捕へ奉行所へ可出之。見のかし候においては可爲同罪事○總してはつしかなもの。竝銅瓦鉛瓦銅樋。自今以後一切賣買仕間敷候。但賣買仕候はて不叶ものは。奉行所へ可相斷事○古着其外古道具賣買の儀は。請人を取賣買可致事。右之通於相背者可爲曲事者也。貞享元子年二月○「覺」。所々辻番。頃日爲差儀にても無之事を。辻番つきに申通候段不謂儀に候。向後辻番へ告來る者有之は。辻番被勤候衆聚來立合承屆可相通候。組合辻番は。左樣之節者年番月番へ申傳。家來立合委細承之可通。且又不審成もの持通族有らは相改。怪しく候は丶可捕之。辻番請取之場彌入念を可相守者也。元祿元年辰十月○壹萬石以上之辻番「條々」。辻番の儀晝夜無懈怠可相勤。雖爲夜中番所の戸を明置不寢番を致。請取の場所切々見廻之。若狼藉之者又は手負たる輩總而不審成もの於來者。出向留置之。早速支配の役人へ申屆。其屋敷々々より御目付衆へ申達可得差圖候。縱廻り場にて無之候共。近所に候ば丶早速罷出取計。其上にて廻り場之番人へ可相渡事○喧嘩辻切等有之節も。右同前に可相心得事○辻番人數壹萬石より壹萬九千石迄の高にて相勤候番人。晝三人夜五人にて可相勤事。附壹萬石以上組合無之辻番相勤候面々は。請負のものに渡番に仕間敷事○貳萬石より以上之高にて相勤候番人。晝四人夜六人にて可相勤事。附雖爲組合相定人數の通可相勤事○奉行人御目付衆夜廻りの面々申渡候。御法度の趣不可違背事。附雜說先々へ不可申觸事○荷物積來船河岸端に有之。辻番より改之御定の日數の外不可差置事。附御堀へ塵芥捨させ申間敷候。若辻番の下知を不用。ちり芥捨候もの有之は。主人を可承屆置事○辻番所に男女當座の宿も不可借。總て番所前に人集不可置。竝衣類諸道具一切預り不可置事○江戸中端々長屋其外小家等抔の衣類もちりにてからみ取。又は門長屋なとのかな物はつし候由。ヶ樣之儀竝長屋下等に立やすらひ不審に相見候もの有之候は丶。心を付不可油斷事○江戸中往還之輩。於道路頻に煩出し。又は酒に醉行留候節。町送りに仕候儀如前々堅可爲停止候。侍小路町屋敷の前たりといふ共。其所に暫留置之令介抱。正氣付候上可遣之。若一日も一夜成共於不得快氣は。其所の支配方迄申斷可受差圖。縱正氣付候上にも步行不叶時は。其者の住所承屆使を差越。迎の者招寄相渡可遣之事。右之趣於致違背者。後日に聞候共。可爲曲事者也。正德五未年四月。奉行○享保八卯年二月十四日御書付。稻生次郎左衛門被相觸候。江戸中請負辻番所番人。疑敷もの又は不相應成もの差置。猥成所も數多有之由相聞候に付可相改所。此度請負辻番所共二十人にて惣請負相願。唯今迄之請負金高を以給金相渡。慥成者差置。其上公儀へ人足代金等差上可申旨願出候に付。段々遂吟味。人足代金は差免。番人給分增金に致させ。彌慥成者可差置旨證文取之。二十人之者へ江戸中辻番惣請負此度申付候間。面々組合辻番所之儀。右二十人之者へ御申付可有之候。依之證文之寫相廻し申候。右之通候間。自今組合年番月番より相改。猥無之樣可有御申付候以上。二月。大岡越前守。稻生次郎左衛門。書面之通大久保長門守殿被仰渡候。付紙辻番所へも張置可申候○辻番之もの捨物等不致樣心を附可申儀勿論に候。然共萬一捨子有之節は早速取上。兼而御定之通取計可申候。若六ッヶ敷存麁末之儀於有之は可行嚴科事。但病人酒醉有之候節も同斷之事。件之品は去丑年筋違橋外にて捨子有之節。請負辻番之者右之子を外へ捨候儀後日に顯れ。番人は被行死罪候。左候得者辻番捨子致させ候間敷との請負は不申付筈に候間。此旨堅可相心得事。卯

二月〇「覺」今度江戸中辻番惣請負相願候に付、爲人足代金貳百兩差出、且又御鷹部屋驅附人足代八拾五兩と積り。先達而帳面差上之處、右之金子不及差出旨被仰渡候。然上は彼金子不殘此度相積差上候。辻番給金之外致増金。隨分慥成番人差置可申事〇番人之内勤成兼候老人病人差置申間敷事〇人數火付盜賊之聞え有之者を番人に召置間敷事〇入墨有之者欠落者召置間敷事〇宿元不慥者召置間敷事〇人數火付盜賊其外惡敷もの番人に隱置せ間敷事〇博奕遊女並買酒商。惣而人集番所にて致させ申間敷事〇於番所他所之者之宿暫も致させ申間敷事。但何にても預り物致させ申間敷事。右之條々少も於相背は、番人御仕置可被仰付候。其節辻番所分け組合御請負仕候者共も、番人同罪に如何樣之曲事にも可被仰付候。此外に辻番人御法度之儀相背候はゝ。右番人是又御仕置可被仰付候。請負組合之もの共も番人被仰付次第、相應之御咎可被遊候、爲後日仍而如件。享保八卯年二月〇享保十二未年十一月六日左之御書付本多伊豫守殿被成御渡候由。松前主馬被相觸候。武士方組合辻番之儀、唯今迄之請負相止候、前々之通組合相對にて請負辻番可被申付候。年番月番之儀は、組合申合次第唯今迄之通たるへく候。向後組合之中頭取壹人可相定候。其頭は差置候辻番人共之儀を致吟味。老人又は病人體の者不差置。諸事不作法無之樣可被申付候。委細之儀は小笠原平兵衛。松波甚兵衛へ可被承合候。但頭取之面々は。年番月番仕候に不及候、右之趣諸向へ可被相達候。〇寶暦十二午年十二月二十日三枝帶刀被相渡候書付。辻番廻り場之内異變有之候節取扱之儀。唯今迄は屋敷雨垂落より内軒下又は門地覆際共、屋敷長屋出格子抔に異變有之、或は屋敷騎寄矢來之内に捨物等有之節。其屋敷一人にて取扱來候得共、以來は右之分も辻番廻り場へ附取扱候事。但此外之儀は唯今之通取扱候事。右之通此度申合候間爲御心得申達置候〇明和四亥年十二月十二日松平縫殿頭被相渡候書付。松平庄九郎被觸候。都而辻番所之儀、近來夜中戸を建置廻り場見廻り不行屆不埒之所も有之由相聞候。前々被仰出候御定之通、夜中番所之戸明置廻り場繁く見廻り。怪敷ものの於有之は留置、御目付方へ可申出候。近來怪敷もの罷通有ても見遁いたし、其上辻番所へ人集等いたし候場所も有之由、左候へは番人共に子細も有之樣相聞如何に候。右體之儀有之間敷事に候。此度急度右之趣番人共へ申渡、以來不埒之筋相聞候上は、嚴敷御咎も可有之事に候間、此旨番人共へ可申渡候。尤組合辻番所之儀は右之趣頭取之面々相心得、番人共遂吟味差置樣可被致候。右之趣攝津守殿被仰渡候旨申達候。尤頭取之面々は、拙者共兩人之内へ承知之段御申聞有之候樣御達可有之候。且又御組御支配有之面々は、右之内頭取有之候はゞ、其頭取より承知之旨被申聞候樣御達可有之候。以上〇江戸辻番有所幷手形裏書之事。辻番所武士屋敷之外に有之分。公儀より被仰付候。在所並手形裏書之事。甲賀町(坂部三十郎組より手形上る)。下谷(青山丹後守組より手形上る)、本妙寺門前(同守より手形上る)、淺草寺町(壽松院龍王寺竹安寺西福寺)。高林村(天澤寺より)、田端村(同上)。柏木村(同上)。駒込村(同上)。本郷追分(岡野權左衞門より)。御藥園(池田道陸より)。三田寺町(隨應寺より)、傳通院(三ヶ所同寺の納所より)。湯島天神切通(同別當より)、増上寺切通(同寺内月光院より)。栴檀木原(東漸寺より)。今井村(イナ半十郎手代石川半兵衛より)。兩國橋(同上)。高輪村(同上)。小塚原(同上)、本庄之内(同上二十六ヶ所あり)。元吉祥寺(野村彦太夫手代より)。江戸橋(町三人年寄)、右辻番一ヶ所之人數六人宛。一人に付給分ふちかたともに金貳兩宛、油之代金一兩。合金高十三兩宛也。表書之金何程可相渡候斷は。本文に有之候以上。裏判へ町奉行。御勘定奉行。寺社奉行、御歩行目付也。」とあり〇文久三亥年九月十一日。辻番所番人壯健の者可差置旨觸書「覺」。今般御府内御取締向嚴重被仰出候に付而者、辻番所之儀番人壯健之者差置。持場内繁々爲見廻。夜中者別而心附。怪敷もの等徘徊いたし候はゞ。早速取押置向寄御目付へ相屆可申候。右之趣萬石以上以下之面々へ可被相觸候事。九月(憲法部類。古今制度集。觸書留)。また青標紙に云く。辻番人御仕置之事。一廻り場の內にて。金銀又は雜物等を拾ひ隱し置候番人。金子は壹兩以上。雜物は代金に積壹兩位より以上。引廻しの上死罪。(延享元年極)。一廻り場の內にて人を切殺。或は手負候を見逃し致相手を不留置番人。中追放。(寛保二年極)。一於辻番所致博奕候番人。遠島。(同上)。廻り場の內捨子又は重き病人有之節外へ捨候番人。死罪。(享保八年極)。但倒死有之を押隱し取捨候に於ては。江戸拂」とあり。又殿居袋に云。組合辻番より出火之事。組合辻番より出火之節は。組合之內月番より差控伺候事。月番無之候得は。頭取より伺候事。先例。明和二酉年四月十日。巣鴨大原町西丸御書院番松平監物組合辻番所より出火。辻番所一ヶ所不殘燒失。組合不殘より差控伺差出候得共。其以來は不殘伺におよばす候事」とあり。

【辻番心得】異扱要覽。一名異變取扱心得と云ふに載せたり云く。【捨子之事】三歲迄は捨子。四歲よりは迷ひ子と申傳のよしには候へども。夫にもかぎるまじく候。六歲にても。足などもよこれず。又は不歩行等にて。外より來り候やうすにもこれなく候はゞ。捨子と申事に可有之候。依て男女の譯。當歲或は二歲三歲位と申

儀。何所廻り場の内に捨有之候間。早速取上げ。身の内に疵にても無之哉致吟味。門内へ取いれ。乳を付。食事をも給させ。養育いたし候段。書付を以向寄御目付中樣へ御屆申上。御差圖を請可申候事。但門下地覆きわはお組合持に候へども。捨子は生死のある者に付。年番月番の構なく。捨られ候屋敷にて早速取上げ。養育いたし。右捨子片付等の儀は。其組合之申合次第之事に候。貰度と申すもの有之候はゞ。慥成者致吟味。何町誰店何商賣いたし候。何と申もの貰度と申候間。取つかわし申度候。御さし圖可被成下候之旨。先達より御屆申上候。御目付中樣へ申上。御差圖受可申候事。【迷ひ子之事】迷ひ子は辻番所又は組合年番月番屋敷へ入置。養育いたし置。尋來候ものも有之候はゞ。證文取渡し可遣候。尋來候もの無之候はゞ。年頃またはは物を申候哉否相認め。向寄御目付中樣へ御屆可申候。追て町所親の名前等も申候て。早速相糺し。其段尚又申上。御差圖受取計可申候事。【倒者之事】行倒れもの或は頓死の類。その所をうごかさず。組合より早速番人付置。老若の歲頃男女の譯。武士あるひは中間百姓町人又は無宿非人體。何やうの衣類着候と申儀。懷中もの雜物等有無のわけ可認之。「二本差には御徒目付衆御檢使に被參候よしに付。その段書付差出べく候。但右たほれもの。下水のうちに有之候とも。辻番廻り場之掛りにて候。たとひ頭取之屋敷前にても。年番月番にて世話可致候。惣て差出之書付。餘り委敷も宜しからず候。御見分之上。若相違之事有之候ては宜しからず。【變死人病死之事】辻番所廻り場之内にて。變死人有之候はゞ。武士或は中間。百姓町人體のわけ。年格恰。着類並所持之品。手疵打疵其外變死のようす相認め可申候。病死人は疵等も無之。病疲れ痩おとろへたる形に可有之。年頃格恰其外前同樣に認。早速向寄御目付中樣へ御屆可申上候。御檢使被參候まで。其所に差置。番人付置。菰等をかけ置。往來は勿論犬のかゝらぬやうに可致候事。【首縊之事】右首縊り息いまた有之の時は。早速繩ときおろし。辻番所へ入。療養可致候。若相果居候はゞ。其所にその儘差置。向寄御目付中樣へ御屆申上候。御檢使被參。御差圖まで手を附不申。番人付おき。往來は勿論。犬のかゝらぬやうに可致候。葭簀等にて圍はれ候場所は。其手當も可致候。但出格子或は塀又は屋敷構より外へ生出し候木なとへ首くゝり候とも。辻番廻場にて組合持に候。【盜者（アバレモノ）類之事】御屆方無別條。但何ほとあばれ候とも。檢使の御差圖無之内は。繩かけ候儀いたすましく候。捕すくめ置可申候。繩かけ候ものゝ檢使の御見分無之よし。【疵付之事】喧嘩はいふに及はす。手負候て參り候もの。相手と見へ候もの捕とめ置可申候。御定書にも右之通爲養生醫師をかけ候儀

ツジハ

は。御差圖を相待に及はすと有之候。早速醫師外科療治なくわへ。手早く御屆可申候。二本差無刀のものたり共。御檢使參り候よし。【捨物事】其所にその儘さし置。番人付。近所の辻番人をも呼寄。見せ置。御目付中樣へ御屆可申候。何時の夜廻に而見付候と。大概其品の儀書付可差出之候。金銀等手輕品々類は。組合年番月番之御家來立合。封印いたし。辻番所へ入置可申候。且箱葛籠包物等は。内を見不申。錠おろし候ものは。猶更其儘差置可申候。捨物の場所により往來の差つかへに成候はば。其所へ印付置。品は辻番所へ入置可申候事。【病人酒醉之事】早速辻番所へ捕入可申候。病人は醫師をかけ候儀。療治を加へ。食物をあたへ。宿所を承り。迎の者を呼寄候歟。又は駕籠にて送可遣候。尤町かご雇可遣候。もし途中にて相果候節は。證人は駕籠かきにて候。酒醉は酒さめ候迄とくと臥させ。酒醒め宿所其外樣子承屆。何之別事も無之候はゞ。勝手次第差戻可申候。病人酒醉は言語不通にて宿所相分らず。變も難計。時刻も移り候はゞ。御目付中樣へ御屆可申候。惣而相對にて相濟候事を。御屆け申候も無益の事にて候。いまた快氣も無之ものを送り遣候事は有まじく候。酒醉自分の刀脇差等を拔候て酒狂致し候はゞ。番人を毎度付置可申候。酒さめて歸り度と申候とも。刀脇差をむざと拔付る程の事に候間。歸し申間敷候。主人持に候はゞ。彼家來中迄内々知せ遣し。先方より役人に而も參り。請受度と申候はゞ。相渡し可申候。尤も品により御目付中樣へ御屆申候事も可有之候。但酒醉正氣になり。何とぞ沙汰なしに歸しくれ候樣にと。達而詫言いたし候はゞ。ゆるし歸候事も可有之候得共。左樣之節は。跡を付宿所を見屆可申候事。【喧嘩敵討等の事】辻番所廻り場の内にて喧嘩有之時。番人早速出合。隨分取わけ見可申候。然といへども。相互に存詰候上は。難取分も可有之候間。早速足輕まし番を出し取固。討勝候ものを立のかせ申さず。辻番所へ入。大小を受取。毎度番人附置可申候。勿論相手と一所に成不申樣引分け。別の所へ入置。手負候ものは早々醫師外科等をうけ。療治肝要に候。歷々と見請。見分も見くるしき樣子に候はゞ。衣服きかへ候儀も可有之候。但かやうの節は。手負を辻番所へ入置。附添いものなば裏門又は明長屋等へ入置。手當いたし。早速向寄御目付中樣へ御屆可申候。たとへ雙方死候とも。一ツ所には置申間敷事。」深手にて其場動かしかたき體に候はゞ。其儘差置。療治可致候。即死に候はゞ。其場に差置。死人の格恰次第にて。毛氈或は風呂敷ござやうのものを掛置可申候。但死人手負とも。委細相改。膚を見分用捨可有之候。懷中の品巾着等内を見分有之間敷候。尤檢使の衆へ早速立合封印仕候間。内の儀存知不申段可相斷

候。其場所に差置候はゞ。葭簀圍ひ板屏風等の手當可有之候。【雙方手負へ可尋候事】は。傍輩に候哉。但知る人に候哉。又は相互に不存。行掛りの喧嘩に候哉。主人誰樣にて。假名は某と申。住所何方に候哉可相尋候事。【雙方御旗本喧嘩有之時之事】足輕增し大勢出し之取切。往來のもの通し申間敷候。御討勝之御方御立退候はゞ。番人御斷り申。御大法の儀にて候間。暫番所へ御立寄可被下候。向寄御目付中樣へ御屆申上候間。御差圖のうへ御引取被成候樣に。達而御斷可申候。然共御假名被仰聞。屋敷何方に候間。相尋候儀は。何時にても申來候樣にと御申。兎角に立退被成しうへは。番人是非留可申やう無之候間。人を差添。御屋敷見屆。御頭に付候て罷越候段御斷可申候。尤辻番所へ御立寄。暫御休息候樣子にと難申格好の御方は。年番か月番屋鋪御立寄。暫御休息候樣にと可申候。親類緣者之御方御受付候て。其場處へ御越可有之との儀も有之候共。役人罷出。未御檢使之御方も御出無之候間。今暫く御用捨被下候樣に。成程いんぎんに御斷申。差留可申候。尤御雙方御首尾無殘所御樣子抔と挨拶可然哉之事。但御跡に付參り候者は。目立不申樣。兩人程も可罷越候。先方心得にて。供の內一人被殘置候はゞ。附添候て參り候に不及候。【屋鋪前に而喧嘩有之時之事】辻番人は勿論。屋鋪之內よりも人數差出。取鎭可申候。不構罷在候而は。屋鋪へ御告め相掛り可申候。隣屋鋪前に而候はゞ其屋鋪より人數差出不申內は。遠慮可有之事。但此段は何共難極候得ども。屋鋪前のやうすにより可申。番人ばかりに而は難取鎭事に候間。早速足輕等先門內へ相殘。其向役人取計に可有之候。右辻番より御斷申候はゞ。其屋鋪よりも最寄御目付樣へ御屆可申候。【喧嘩或は追驅候者。又は家來成敗之場を逃出來候もの〻事】何の類にても。雙方を留置申さゝる時は。辻番人大きなる越度に罷成候。何程見知りたるものにても。相渡申間鋪候。何れにても。公儀の御捌ならでは相濟申さす候事。【御大名。御供割候哉又は慮外者御打捨被成候時之事】番人罷出。御大法に候間。御供之內より一人御殘被置候樣に御斷申。一人留置。早速向寄御目付中樣へ御屆可申候。若又右之通御斷申候而も御殘置無之候はゞ。何方迄も人を附。御屋鋪見屆。是迄御跡に付。罷越候段。相斷可罷歸候。」併御直參に而も。格好を見計。御主人を留置可申候。時宜により了簡可有之事。【廻り場之內手負參り候時之事】辻番人早速出合捕へ。番所へ留置可申候。若御歷々に而。御假名慥に相知れ。御屋鋪も近所に而。御引取被成度御斷有之候はゞ。御大法に候間。先づは一手持。日限切は其屋鋪。組合持ならば頭取歟年番月番屋鋪之內へ御立寄。御療養に成。首尾御見合候て御通り被成候樣にと可申候。然共達而御

斷に而。御引取之儀は。其節之樣子により御屆可申候。左候はゞ人を付御屋鋪見屆。御跡に付參り候段御斷可申候事。【廻り場之內竝門前に而手前之者致喧嘩手負候歟既死等有之時之事】他所之者同前取捌候と可心得候。たとへ傍輩同士之喧嘩にても。門內へ必入不申。其所に屏風に而も引廻し置可申候。手負も輕く候はゞ。辻番所へ入置。療養可致候。尤御目付中樣へ御屆申上。御差圖可請事。但其段御支配方御頭へ早速御屆之事。【手負其外不審成もの之事】右は辻番所に留置。追手之もの參り。向受取度と申候とも。相渡不申。則追手の者も一同留置。御目付中樣へ御屆申上。御差圖之上可取計事。但手負行倒有之候はゞ。其場所に其儘差置。番人付置可申候。刀を拔持候而通り候はゞ。子細は不存候得共。番人立寄。急度差留。御目付中樣へ御屆申。御差圖可請事。但番人立出差留。樣子相尋候うへ。其趣により。主人持に候はゞ。先方御家來中迄掛合。內分に而相渡置候事も可有之候。浪人町人にても。右に準し了簡可有之候。」惣而辻番所廻り場之內に而は。喧嘩は兎角留置。手負疵所之淺深大小。委敷書付。向寄御目付中樣へ御屆可申候。尤早速醫師外科掛け。養生可致候。手負大切に無之候はゞ。辻番所へ入可申候。重手に而候はゞ。其所に其儘差置。圍いたし。養生可致候。往來之者立とまらざるやうに可致候。手負の上へ衣類をかけ候樣にも可致候。檢使被參。口上書被申付候其間に。手負死候共。假令檢使被見候上成共。初め御屆申候御目付樣へ其段御屆可申上候。御目付中樣へ御屆に出候跡に而。手負人死候はゞ。其段尙又御屆可申上候事。附檢使御詮議之節。其內功者成もの一人。樣子可申上候。其外之ものは誰申上候通に御座候段可申上候。口々申上候而者。間違宜からす候事。」晝夜に限らす。辻番所へ女來り道に踏まよひ。或は道にをくれ。又は蟲痛などゝ申事も有之候。是は殊之外六ヶ敷筋之事に候。番人油斷有べからず。其もの〻住所承糺し。案內申遣し。迎次第可相渡候。其もの〻趣次第に而御屆可申候事。」廻り場別々に而。境目に倒もの有之時は。足の方に而引受取計候事。附。捨物者屋敷向より罷出。持場違。雙方之間數を打。近き方之引受之事。」倒もの同斷之節者。男は左の足之方。女者右之足の方に而引受可取計候。相對死なとにて。男女持場違に有之候はゞ。取扱は銘々持場切に而取扱候事にて有之候。男之方に付而之取計にも可相成歟。【廻り場之落物有之時之事】金銀一切之落物有之時。其立會封印付置。御目付中樣へ御屆可申候。御差圖次第に而さらし置候歟。又者辻番所へ札を建候事も可有之候。其節者麁相なる板にて其品を認め。竹へはさみ置可申候事。但御目付中樣へ御屆參申內に。主出候はゞ。吟味の上相渡候事も可有之

ツシハ

候。御屈申上候者。御差圖無之内は御渡申間敷候事。【放れ馬の事】馬主の跡より追驅來り。屋敷竝辻番所廻り場の内にてとらへ候はゞ。篤と樣子承り。證受取り。馬ぬしへ相渡可遣候。自然ぬししれざる馬は留置。向寄御目付中樣へ御屆可申候。其後馬ぬし出候とも。最早御屆申候うへは。御差圖を請可取計候事。但御屆は。毛附。歲格好。鞍置。裸脊。轡等之有無の譯。巨細に相認可申候。尤馬は辻番所のわきに繫き可申候事。【病馬死馬等之事】武士乘馬相煩候歟。又は死馬等有之候はゞ。其の馬ぬしを留置。役人立會。其上に而相對次第御屆に不及。渡し遣し可申候。駄賃馬又は在郷馬なと煩候歟。あるひはおち候はゞ。かならず其の口附を見失ひ不申やう可致候。馬と一所に留置。馬主の方へ相渡し可遣候。御屆には及ひ不申候。證文相渡し遣し可申候事。【御堀へ人馬落候歟身を投候もの有之時之事】番人早速出會。引上け可申候。辻番所へ入置。表向目たち不申やうに介抱いたし可申候。尤是等御目付中樣へ早速御屆可申候。併品により其節の趣次第にて。内分にて取計候て相濟させ候事も可有之候。乍去身を投候者は。内分に而は。可被難濟候事。【廻り御番衆樣辻番所へ疑敷もの御預け被成候節之事】此もの繩かけ可申哉と伺ひ可申候事。侍にて候はゞ。大小取なき可申候哉と伺可申候　病人體抔御預け被成候はゞ。屋敷へ入置介抱可仕哉と伺可申候。女ならは屋敷へ遣し介抱可仕哉と伺可申事。惣而右之趣御差圖次第にて。御病人は駕籠にて遣し可申候哉と伺可申候。一手持日限持者留守居竝目付役の者。組合持ならは頭取竝年番月番方へ申達。役人罷出相伺候樣に可仕哉と。是又可伺候事。町御奉行所へ召連引渡候樣にと御差圖有之候はゞ。役人差添にて御月番の町御奉行所へ召連。御川人中へ面會致し。何御番何の誰樣御組何之誰樣より。右預けの譯申述。當御役所へ召連罷出候段申達。引渡可申候。但侍に候はゞ。所に寄駕籠に乘せ。召連可申候。警固として足輕三四人。中間兩人差添可申は勿論。棒など爲持可然候。中間百姓町人體のものは腰繩にて召連可申候。」御門々。」口上斷に而罷通候之事。町奉行所へ御引渡の上。右譯合書付。御目付中樣へ御屆可申候。御支配方御頭向へも御屆入可申候。【非人雪踏直し行倒候節之事】右は團右衞門。松右衞門へ申遣し。早速引とらせ候樣に可致候。所により御目付中樣へ御屆可申候。支配之ものに無之候間難受取旨申出候はゞ。御町奉行所へ御屆可申候。尤御目付中樣へ御屆。御差圖受。取計可然候事。但無宿之もの腰札有之候はゞ。煩倒居候而も。屋敷へは入れ申間敷候。非人雪踏直しは辻番所へも入申間敷候。手當は致し可遣候事。【水死者之事】屋敷前或は辻番所廻り場之内。御城其外汐入にて無之所に。水死人有之候はゞ。早速御目付中樣へ御屆申上候。御差圖を受可取計候之事。早速番人差出し付置可申候。右浮死骸御堀内にて最初見出し。御屆申候うへ。上下へながれ候ても。最初見出し御屆申候所の持にて取計候事。持場境目に浮死骸有之候はば。足之方にて引受取計候之事。」汐入御堀に而浮死骸は流來候はゞ。御目付中樣へ御屆申。御差圖可申候事。」但辻番所廻り塲見通候之塲所は。其持に而取扱候事。尤片側町家に候はゞ。半分町方之持に候事。【車にかゝり。又牛馬に踏れ。或は竹木持にあたり。怪我致し候もの有之時之事】早速辻番人罷出　車ひき牛飼馬士竝才領又は竹木持候ものなとらへ置。怪我いたし候ものは辻番所へ入置。療養いたし。御目付中樣へ御屆申。取計可申候事。但かろき怪我にて。雙方和談いたし罷歸候はゞ。格別之事に候【追掛候ものを留候時の事】右之もの辻番人打留申候とも。卒爾に繩かけ申間敷候。則追驅來候もの　斷にまかせ。留置共相渡し不申。追掛來候者をも留置候事。御目付中樣へ御屆可申候事。追掛け來候もの先方に而繩掛候はゞ。可爲格別之事。」辻番所廻り場に無之候而も。門扉より外之事に候得共。御目付中樣へ御屆可申候事。但其屋敷計の道にて。駒寄せひらき門にても。本門の外之儀。御目付中樣へ御屆可申候」諸御屆物。壹萬石以下は御直屆。萬石以上は御家來屆。萬石以下之御方樣は御役名御肩書之事。」異變取扱方心得は。東京隱士の撰める所にして。今同志の友の需に應して。書寫の筆勞を厭ひて。暫く梓にちりはめん。因て五百部を得て梓に繼する也。誠齋識」とあり以て德川氏の頃江戸の警察法一斑を知るべし。諸國の辻番亦之に大差なかるべし（カゴリヤ參看）。

ツシマ　對馬は。西海道に屬し。西北海上に竝べる二大島にして。南北凡そ三十五里　東西凡そ六里餘なり。其對馬と稱せしは。馬韓に對するに因れりと云ひ。或は三韓往來の津なるにもとつくとも云ひり。上縣下縣の二郡あり。上ノ島は周回五十里ありて。中央に有明山　矢筈山。女嶽等相連り。峯巒峻秀なり。川流は内山川。久根川。加志川等ありと雖も。皆細流なり。嚴原は舊と府中と稱す。島中の都會にして。遙かに壹岐と相對し。泊船の地たり。下ノ島は周回百三十里ありて。南北に長く亘り。東西の兩岸は港灣多く。海岸總て縣崖なり。鰐ヵ浦は北端の地にして。遙に朝鮮の釜山浦に對し。烟火相望むべし。其の東岸には網代。舟志。佐賀の諸澳あり。前濱。江川等の諸水此に注く。西岸に大浦。佐須奈等の諸港あり。佐護。伊奈。鹿見等の諸川皆此に注く。中央の御岳高く。其山勢起伏して。島中平坦の地なし。上下二島の間を淺茅ノ浦と云へり。海岸相逼りて一灣をなす。灣中の孤島を島山と

云ひ。島上に聳ゆる者を淺茅山とす。地峽其東を遮りて。一線の水路。地峽の間を通す。其渡を瀬戸口と云ふ。直徑僅に二十四里。此を上下島の境とす。寛元年中。宗重尙此國を領せし以來。子孫相襲き。義智に至り。始めて府中に城き。以て治所となす。爾後十餘世にして明治維新となり。藩を廢し縣を置かるゝに及びて。此國は長崎縣に屬せり。物產の重もなる者は。紺青。眞珠。槻。樟の諸材。鮑。烏賊。鯨。馬。紙。陶器等なり。此島は海上遼遠の地にありて兵備上の要害たるを以て對馬警備隊を置き之を警戒す。

ツジマツリ 辻祭。(ダウキヤウサイを見よ)

ツシママツリ 津島祭は。尾張國津島神社の祭禮なり。俳諧歲時記栞草に。津島祭(六月十四日十五日)牛頭天王の祭也。尾張國海部郡門間の庄藤波の里に有。社家傳習記。欽明天皇元年これを祟め祭る。天王始め西海の對馬に降る。後に尾張の海部に移る。仍て其舊地の名を表して津島と號す。嵯峨天皇の御宇其祠を立つ。始の祠は柏森に有。後居森の地に移し。更に祠を今の地に移す。神祭記。當社夏祭はこの神島に鎭座の後。神。民の夏日に堪へざるを暗にあはれみ玉ひ。避暑の爲とて。宵祭より第一に諭しなしへ玉ひて。船の上の樂には殊に車樂一成の舞曲。妙音の笛聲別調を神製し玉ひしより。この樂の一成を車樂舞津島笛と唱初めける。世に車樂の說。臺尻大隅といふものを。十一黨の武士計策を以て討ち取たるより起るよしいへれども。社說これを否として前說を用ふ。六月二日試樂あり。八日に町每の車屋にて調樂し。十三日江口において晴の試樂有。十四日の宵祭。十五日の朝祭。これを里俗打舞しと云。車樂船上の挑灯すべて三百六十箇は一歲の日數に象り。眞柱の挑灯十二箇は月の數也。高欄四方の灯籠三十箇は一月の數也。宵祭を尤も奇觀として又翌日昧爽の祭もあり。この時市腋車を先とし津島の車樂山車。その前後轉輪して五村前後を論せず。五村は米座。塘下。筏場。今市場。下構是也。社地前に大河あり。岐岨川の末にして其中數町に及ぶ。大河に大船をうかべ。數千の挑灯を釣る。其影水に映じて恰も星の如し。蘆の神輿の事。社家注進記。每年御蘆の神事と云こと有。國中の疫疾變異等を卜す云々。津島社記神祭式等に蘆の御輿のことみえず。社說に御蘆の神事あり。每年六月十五日の夜。神主これを行ふ。極て深秘とす。しかれどもその爲る處を見るときは。六月祓の餘風にして。牛頭天王の修法にあらずとある物にしるせり。舊記に云。神翁一人蘆の葉に乘じて浮來り。その名をみづから名のる。後に馬津の居森の窟を栖とし玉ふ。これらの神緣によりて蘆の神輿と稱するにや」とあり。祭事の式。最壯觀なるものと見えたり。

ヅダ 頭陀。(ソウリョを見よ)

ヅダケ 圖竹(一に律管といふ)とは。十二簧に律呂を寫し調へて竹管につけ。音調の模範と爲す器なり。古くは銅律に圖鐘本など稱するものあり。銅律は續紀に。天平七年。夏四月辛亥入唐留學生下道朝臣眞備。獻二銅律管一部。鐵如二方響一。寫二律管聲十二條一とあり。さてまた北窓瑣談云。土佐の谷重遠か泰川集を見し時に。東寺の寶藏中に古代の十二律管有り。又唐土より傳來の平調の板有りといふ事を載せたりしを見まほしく覺え居しか。甲寅の冬見ることを得たり。東寺にはあらて六孫王を祭れる尼寺遍照心院の寶藏なり。律管は詮藝。爲空兩僧作の十二律數種有り。其管舌無く竹の筒なり。紅の絲にて組たるも有り。淺黄の絲にて組たるも有り。詮藝作の律管は平調の板にて寫されたり」と見えて。平調を宮となし。其管より始めたる有り。其管は享德の年號ありて。「圖鐘移二平調一」と書付たり。余か所持の律管に吹合せて試るによく協ひて甲乙無し。爲空の律も大體に同律にてよく協へり。當今世に行るゝ伶人家の律よりは大體一律程高し。兩僧の律管ともに甚短し。切りて多くは。半律を用ひたり。勿論音聲のみを寫して切りたるものにて。法に依りて切りたる管にはあらず。詮藝は體源抄にも出て恩德院の詮藝とて。其頃音律の堪能なり。俗氏は伶人家の舍弟なりしが。出家して恩德院に住せるなり。爲空は遙に後の人にて。春日局の舍弟又恩德院の住持なり。春日局の肉弟故國初の頃には甚勢ひ有りし人なり。慶長元和の頃の人なり。乙卯の年十月十七日。春暉再び東儀出雲守。林日向守。林雅樂大允同道して遍照心院塔中寶本院にいたり。律管を見終日吹合して試み其眞を得たり云々。」又云。伶人家近年は奏樂の時。聲音の大なるを貴む事になりしより。段々律を低く調へて。近來にては古律に一律をたかふ程に成りたり。余唐土太古の聖作の律を史記。國語。漢書等にて考ふるに。當今の律より一律計り高く見ゆ。余か著す所の古律考樂量邇言に委しく記せり。しかれども伶工家は其家の事なれば余などか說は取用ゆるとなかりしが。近年に至り聖上聰明にましまし。殊更樂律の事には妙に達せさせ玉ひて。段々御校正有て漸やく伶工家も其の律高くなり。余か考ふる聖人の古律と同し程に成たり。遍照心院詮藝の律を聞に。余が考る律と同しければ。享德の頃迄は古律を失はす有しと見ゆ。早くも元龜の頃に至りては其律今の如く低く成下りしと聞ゆ。後代の考にもと委數記するものなり」と見えたり。按ふに今代用ふる圖竹は。其製之と異なれり。さて今帝室の

御庫に。菅原道眞の製せし律管なるもの納まれり。それは十二個の竹を編む事。古樂器の簫の如くにして。各々長短あり。簧を施さず。管の長短によりて十二律を生ずるの製なり。さて圖竹に簧を施したるは。辻左近將監近弘（寛永年中の人）の創意に係るものなりと傳ふ。されば律管の古制はかの菅原道眞の製の如きものにして。今日の圖竹とは異れるものならんか。所詮は圖竹の發達といふを得べし。また小圖竹は最も携帶に便ならしむる爲に。近弘の子伯耆守近元の新製したる所なりといふ。其制は。竹管六個を編みて。上下に十二簧を施したるものなり。蓋し圖竹は支那にても古く樂均管色の具あり。いづれも十二律の模範となすは同一の理なるべし。さて圖竹と稱するとは何時代よりの名目なるや。未だ詳にせず。歌舞品目に曰ふ。徒然草に。何事も邊土はいやしくかたくなゝれとも。天王寺の舞樂のみ都にはぢずといへば。天王寺の伶人の申侍りしと。當寺の樂はよく圖をしらへあはせて。物のねめでたくとゝのほり侍る事。外よりもすくれたり。ゆゑは太子の御ときの圖。いまに侍るをはかせとす。いはゆる六時堂のまへの鐘なり。其聲黄鐘の眞中也。寒暑にしたかひて。あかりさかり有へきゆゑに。二月涅槃會より。聖靈會までの中間を指南とす。秘藏の事なりと。これ圖と稱するは。律呂のとなるを知るへし。今此鐘もいつれへか紛失して。傳はらすといふ。これ又律呂の古く傳はりし一徴なるへきにや」とあり。

ツチクモ

土蜘蛛といふ名稱。古史に散見するところなるが。八木奘三郎日本考古學には。「横穴の或るものは吾人祖先の手にならずして。所謂土蜘蛛種族の遺物ならんと説く人あれども。其の眞僞未だ判明せず。且つ土蜘蛛の名稱を附せられたる土民は。いかなるものか。人類學上其確否を決定せられず」と。さて橘守部の説には曰ふ。三處土蜘蛛竝恃ニ其勇力一不レ肯ニ來庭一云。古事記に。生尾土雲八十建（チアルツチクモヤソタケル）在ニ其室ニ云々。又景行紀に。到ニ速見邑ニ云々。有ニ大石窟一有ニ二土蜘蛛一住ニ其石窟一なとある。其狀全く同じ。此は穴居者は。即て獸に近かる故に自つからに體に毛の多く生て。鬚なとの長く延ぬれは。其方を穴居者と賤め云名なりけむか。蝦夷島も同し穴居なりければ。終に彼が名とはなりしなるべし。（土蜘蛛と云も。土久廝の意にて。久廝は上の久米部の條にいひつる如く。熊襲。熊鷲なとの熊と同く。猛き意に云へる名なるべし。梟帥といふも熊曾建。出雲建など云ふ建にて。勇悍者をいふ名なるを。蝦夷も又たけき事上に引る文に。蝦夷是尤強とあるが如し。此紀に土蜘蛛の事を。其爲人也。身短而手足長。與侏儒相類とあるは。蜘蛛と云に就て語りそへたる言と聞ゆ。攝津風土記に。畝火之橿原宮。御宇天皇世有ニ土蛛一。恒居ニ穴中一故賜ニ賤號一曰ニ土蛛一とあるこそ正しくきこえたれ）。かゝれば往古北蝦夷（越後）。東蝦夷（陸奥）などいへる（齊明紀などに見ゆ）も。今の世にいはゆる蝦夷島よりわたり來て。強暴つるにはあるべからず（此島の蝦夷は。力こそは強くあれ。其の性のいと〳〵癡鈍者にて。皇國の地をかすめんとするやうの企は得爲べからぬ事。今見る所にてもしるし）。皆彼八十梟帥。土蜘蛛が種類にて大倭に都知（ミヤコシキ）まして後も。いまだ撥平のよく到（ユキ）たらはざりつるほどは。遠國の山中邊土などには。これかれ殘り居たりけむを。それをば蝦夷とは卑しめいひつらん（中昔の鈴鹿山の賊。大江山の賊なども。猶彼の土蛛梟帥が類也。源頼光朝臣の事に就て。蜘蛛の怪異を語り傳へたるも。若し彼の大江山の賊を。其頃まで土蛛と云ふ名の遺りもして。語り混へたるにはあらざるか）。此を遠く遂していはゞ。神代紀に豐葦原中國云々。有ニ殘賊強暴横惡之神一とあるは。けだし神世のほとの八十梟帥。土蛛の黨なりけむを。神掃（ハラ）々賜ひて。猶殘れるをば御世々々の御平（ミコトムケ）に。咸く撥ひ平け給へれば。今はをさ〳〵種類もなくなりて。大かた清く直き人種のみとなりぬるは。偏に皇祖の廣く厚き恩賴にこそはありけれ。

ツヾミ

鼓。大日本史曰。革之屬。有ニ鼓。太鼓（タイコの部を見よ）。鞨鼓。揩鼓。鷄樓（鼓）。細腰鼓。四鼓等一。鼓（スリツヾミ）上古已有レ之。其製不レ詳云々と。按するに。近世雅樂に用ふる鼓は。鞨鼓。揩鼓。鷄樓鼓。細腰鼓の四種にして。揩鼓。鷄樓は舞器に屬す。

【鞨鼓】は羯鼓錄に出ニ羯中一故號也と見え。また兩杖鼓ともいふ。大日本史に。羯鼓面徑七寸七八分。作ニ鐵輪一張レ革。緣穿ニ八孔一。匡長一尺。徑五寸。中腰稍大。螺鈿若描金施ニ文彩一。以ニ馬皮細長者一約レ革。又約以ニ紅紫條一。跗黑漆。上廣七寸六分。下廣一尺一寸。二枚分爲ニ左右一。相距六寸許。以ニ横木一貫レ之。桴二。長尺有二寸。兩頭俱擊。名器曰ニ瑪瑙鼓一。僧聖一自レ唐傳レ之。新樂拍節。用ニ此器一爲レ要。緩急長短。皆因ニ其遲速一。光仁帝使ニ壬生驛麿一定ニ八聲一。曰阿禮。曰大揭。曰小揭。曰沙音。曰塲々。曰鹽短。曰泉郎。曰織錦とあり。八聲とは則ち擊鼓法なり。歌舞品目に教訓抄を引て曰く。「【阿禮聲】又作ニ阿令一。是調子の打方なり。」「【大揭聲】延八拍子の打方なり。」「【小揭聲】早四拍子の打方なり。」「【沙聲】早八拍子の打方なり。」「【鐺聲】又鐺々聲に作る。尋問抄曰。中八拍子打樣なり。」「【鹽聲】又阿禮鹽聲に作る。又阿禮短聲とも云。序の打方なり。」「【白水郎】延四拍子の打方なり。

教訓抄又白世郎に作る又泉郎聲に作る。泉郎聲か正しきにや。殘夜抄曰、泉聲或白水郎とあり、泉をかきあやまりて。ひきはなちて。白水郎とある歟。又白世郎ともあり。」【織錦聲】六拍子の打方なり。

【鞨鼓の譜】は樂家錄曰。羯鼓の譜。用二正來二字一正者右桴。來者左桴也。又來如レ此竝二書來字一者。左右互打二交之一。●●●●●●●●●●●● 如レ此細數擊レ之譜也。其數不レ定。謂二之諸來一。又書二來字一字一者。左桴耳 ●●●●●●●如レ此細數擊レ之譜也。是亦其數不レ定。謂二之片來一。又於二音取。調子。序等一。右桴亦有レ用二來字一。又譜中。有二揚字一（訓阿久留）是亦右桴也。其似二正桴一而少異二正桴一者。必拍子之文。或文與レ文之中間擊レ之。揚者。少退後。與二來桴一連續之譜也。其拍子如三俗語謂二抑含一者。又曰。羯鼓本無二唱歌一。然當初之舞人不レ知二聲樂一。惟以レ舞爲レ業。當初多氏是也。故以二唱歌一算二拍子文一。以舞傳所レ起也。【度呂】度呂度呂。【正】同レ上。凡法曰。諸來。度呂度呂。唱レ之重言片來者。度呂耳唱レ之。正者清と唱レ之也。

一	二	三	四	五	六	七	八
度呂	度呂	度呂	清	清	清	清	清
來	來	來	正	正	正	正	正
一	二	三	四	五	六	七	八
來	來	來					來
度呂	度呂	度呂					度呂

右自レ一至二於八一。拍子之文也。正來者。羯鼓譜字也。端之假名書。唱歌也。近代就二聲樂一。唱歌不レ用レ之也。また【鞨鼓の奏法】につきて歌舞品目に曰く。羯鼓をば打と云ひ搔と云ふ拍子のあるめり。○拾。教訓抄云。撥を宛るに。甲乙の音あり。極めて慵に拾へき也。○搔廻。教訓抄云。禪定殿下仰云。多節資か云けるは禮の抱に間くかいまはすとあり。羯鼓は禮音を。禮と令レ聞て可レ打なり。○搔上搔下。又曰。秘記に云。羯鼓者搔上搔下と云也。强く擊ば、しまる。謂二之搔上一。緩く打はのふる。謂二之搔下一。樂家錄曰。搔上者諸來之文共强聲之謂也。用二此法一則聲樂易レ進。故奏樂遲緩則用レ之。搔下者。桴舒弱擊之謂也。奏樂進則。用二此法一也。○撥轉。教訓抄曰。羯鼓に撥轉と云手有り。中の八拍物に打レ之。樂家錄曰。家記曰。謂二撥轉一者。五常樂破。輪臺等。於二拍子之文間一。右來一左來一。擊レ之名レ之謂レ爾。○打亂。尋問抄曰。古記に云揚鼓に早樂の拍子を上には後の雌拍子に打亂と云と有也。於レ事尤興。優美のとなり。○教拍子。樂家錄曰。一號二教桴一也。諸曲。於二太鼓前一有下以二片來一教中導太鼓之桴上。名レ之謂レ爾。一二三來。是桴なり。又此他に間拍子。破拍子。重拍子。亂拍子。千鳥懸。志士稱拍子。撥拍子等あり。

樂曲によりて一定の擊鼓法あるなり。

【揩鼓】和名抄に曰く。律書樂圖之揩鼓注揩摩也。和名須利豆々美。按するに。唐樂圖に此器みへて。左手にてこれを抱き。右手にて摩するさまなり。教訓抄に其說みへたれとも。今亡て傳はらず。大日本史に曰く。揩鼓即答臘鼓。又稱二多貝羅鼓一。面徑尺有二寸。匡長六寸。朱漆畫二花草一。以二赤條一約レ革。左手擁レ之。右手摩レ之とあり。蓋し雅樂にこの器を用ふるを已に廢せり。近來能及び俗曲にて大胴と號して用ふる鼓は或は之れより出でたるものなるべきか。

【鷄樓鼓】歌舞品目に曰く。和名抄にこれを載せず。文獻通考曰。其形正而圓。首尾所レ擊之處。平可二數寸一。龜玆疏勒高昌之器也。又注云其形如レ甕。腰有レ環。以二綏帶一繫二之腋下一。陳氏樂書曰。後世教坊奏二龜玆曲一。用二鷄婁一。左手持二鼗牢一。腋挾二鼗鼓一右手擊レ之。以爲レ節焉と。教訓抄。體源抄共に云。鷄婁打法。先樂屋の內より。右を肩袒。鷄婁を頸に懸。左に鼗持。右に桴持也」とあり。又大日本史に曰く。鷄樓鼓。面徑六寸。銀地黑彩。匡長六寸。中腰徑七寸。金地施レ彩。左右設レ鐶施二黃條一。懸レ頸擊レ之。用二一桴一と。

【鼗】雞婁鼓と共に一曲に用ゆるものなり。和名抄曰。周禮注云。鼗如レ鼓而小。持二其柄一搖レ之。則旁耳還自擊レ之。注徒刀反。字亦作レ鞉。和名不利足豆々美と。この國に傳たる者は。二枚を重ねたる者也。陳氏樂書にも。二圖をあけて二枚と三枚とを重ねたるものなり。其三枚のものは。唐樂圖所レ傳形製如レ此。亦龜玆部用レ之とあり。要するに鷄婁鼓。鼗の二器は專ら舞器として舞人の用ふるものなれば。普通の樂曲にては之を用ふるとなし。世俗小兒の玩具中にあるもの即ちこの二器の模形なり。

【細腰鼓】は三種あり。一鼓。二鼓。三鼓といふ。一鼓は教訓抄曰。古樂鼓。曰二一鼓一。胡國樂器也。或書云。胡國天子。參二諸神社一之時。伶人奏二此曲一。打二一曲一。詠二天下之和平一。仍被三吉事之日。參音聲之時。用二此鼓一者。學二本國之例一摸レ之歟。又云。師說云。大饗時者。左右共縣二一鼓一也。御賀樂所始者。左一者計懸也。雞婁者法會之時懸レ之。又云。古樂云。一。二。三。四鼓。俱雙て打レ之也。傳人英貞克知レ之なり。其後には只一鼓計を打つ。不レ打二二鼓一。況三鼓乎とみえたり。歌舞品目に曰く。按するに和名抄太鼓の注曰。今按細腰鼓有二一。二。三之名一。皆以二應節次第一取レ名也と。然れは。元名細腰鼓にして。その大小によりて。名をことにするなり。又。文獻通考に都曇鼓。扶南天竺之器也。其狀如二腰鼓一而小。以二小槌一擊レ之と。所謂。細腰鼓も是等の類にやと

ツヽミ

見えたり。大日本史に曰く。一鼓。面徑八寸、匡長尺有二寸、口徑五寸三分、朱漆繪ニ花草ー。以ニ紅絲縄ー約レ革。木桴長一尺許、黒漆とあり、亦器もまた舞器にのみ用ふるものなり。一鼓の譜は樂家錄曰。一鼓及三鼓爲レ譜者。皆用ニ黒圓ー也、然各譜面既欲レ分レ之。而於ニ一鼓ー用ニ黒圓ー。於ニ三之鼓ー書ニ改之ー。用ニ左右之字ー以爲レ譜、三之鼓。以ニ諸手ー擊レ之。是舊記所レ誤也云々。所謂其可否、未レ詳レ之。

○早四拍子　一●　二●　三●　四●　○加法　一●ー●　二●　左用ニ古樂ー。上重。右用ニ新樂ー下重。

○早八拍子　一●　二●　三●　四●　五●　六●　七●　八●　○加法　一●　二●　三●ー●　四●ー●　五●ー●　六●ー●　七●ー●　八●

二鼓は大日本史に、教訓抄を引て興福寺常樂會用レ之、比ニ一鼓ー稍小と、のみありて。其製詳かならず。また近世は用ひたることなし。三鼓は腰鼓の一名なり。和名抄曰、唐令曰、高麗伎一部、横笛、腰鼓各一、和名久禮豆々美、今按、吳樂所用是也。俗云三乃豆々美と。職員令伎樂師一人、掌レ教ニ伎樂生ー。其生以ニ樂戸ー爲レ之、腰鼓生準レ此。腰鼓師二人掌レ教ニ腰鼓生ー。義解云。伎樂謂ニ吳樂ー。其腰鼓亦爲ニ吳樂之器ー也とみえたり。教訓抄曰。高麗の樂器也。但中古にては左樂にも古樂者には皆用レ之。今も行列行道には右方爲ニ拍子ー。師說云此鼓者爲ニ右樂之拍子之鼓ー。手にて打レ之。藥師寺職掌玉手氏相傳職也と。今は桴にてこれをうつなり。歌舞品目に、文獻通考を引て腰鼓之制大者瓦。小者木。皆廣首纖服。沈約宋書、蕭思話好打ニ細腰鼓ー豈謂レ此歟と見ゆ。大日本史に曰く。三鼓。徑尺有四寸。匡長尺有五寸。口徑七寸二分、以ニ黄絲縄ー約レ革。吳樂所レ用。桴白木、餘同ニ一鼓ーとあり、今代舞樂の時右方の樂屋に於て用ふる器なり【三鼓の譜】は樂家錄曰、舊記曰、三之鼓、高麗樂之具也。始以ニ兩手ー擊レ之。加拍子之後。以ニ一手ー擊レ之云々。【譜】左桴志字、右桴帝字也。金玉抄。左則用ニ左字ー。右則用ニ右字ー。然近代左右共約ニ手右桴ー重擊レ之。是亦一法也」とあり。其例は四拍子　○　一(左右)　二(左右)　三(左右)　四(右右)　○　加法　一(左右)　二(左右右)　三(左右)　四(左右右右)　一拍子。」又曰。凡三之鼓譜。用ニ帝字ー故每レ文唱ニ之庭ー(傳以也)。於ニ教桴ー則重ニ唱之ー。於ニ大鼓之壺ー則唱レ百(百字訓ニ登卒ー)圖レ譜示レ之。

一(帝)引　二(帝)引　三(帝)引　四(百)　○加法　一(帝々)引　二(百)引　三(帝々)引　四(百)

按するに今右舞を學ぶ者、帝をテーンと唱へ、帝々はテーン　テーン　と唱へ、大鼓は圖百と唱へて、舞節に合はするなりと。又この他に四鼓と稱するものあり、後世絶へたる器なり。歌舞品目に、教訓抄曰師說云、此鼓稱ニ大鼓之異名ー僻事也。東大寺寶藏號ニ四鼓ーて別の姿の鼓也。古說には古樂拍子打レ之と云。然而或人云。三鼓に二人立たる時の、次列打可レ謂ニ四鼓ーと云、四鼓者、非ニ大鼓ー歟、東大寺寶藏に四鼓と云て別にこれありと見え。尙大日本史には四鼓即鼗也其の製與ニ大々鼓等ー自別とありて、註に、按、和名抄引ニ律書樂圖ー云、爾雅、大鼓謂ニ之鼗ー。即建鼓也、今按ニ爾雅ー。周禮、鼗鼓鼓ニ軍事ー者、樂家亦或以レ是節ニ聲樂ー乎、附以備考と、蓋し未詳なり、

【沿革】古書に鼓といふことの見えたるは、古事記(訶志比宮卷)建内宿禰命の歌に。許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多弖々宇多比都々、迦美祁禮加母云々、傳に、鼓は和名抄に、鼓和名都々美、また大鼓、和名於保豆々美、今按、俗或謂ニ之四鼓ー、又小鼓有ニ一二三之名ー皆以ニ應レ節次第ー取レ名也(これは古本に依れり、今本は今按と云より小鼓と云まで十一字異にして、一云四乃豆々美。今按細腰鼓とあり、さて古に凡て鼓と云しは、今世の大鼓のことにて。今鼓と云物は、鼓の中の一種なり。又和名抄に大鼓とあるは、今の大鼓の中の一種なり、但し今も雅樂に大鼓と云物はかの大鼓なり、俗間に大鼓と云物は古の鼓なり。又猿樂に大鼓、小鼓と云あり、其は今世に云鼓の中の大小なり。古に大鼓、小鼓といへるは是にあらず、凡てこれら古と今と、名のかはりあることを辨ふへし。よくせすばまぎれつべし)。また槌一名枹、字亦作レ桴所ニ以擊ニ太鼓ー也、俗云豆々美乃波知。また揩鼓、俗云須利都々美。また鞉鼓和名不利豆々美。また腰鼓俗云三乃豆々美。本朝令云、腰鼓師腰鼓、讀ニ久禮豆々美ー。今吳樂所レ用是也(右の外に鉦鼓、羯鼓など見えたれど和名なし)などあり、或人云都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺伎都曇鼓あり、白孔六帖に、都曇答臘、本外夷樂、都曇似ニ腰鼓ー而小、答臘即蜡鼓也とありといへり(都曇と云も、答臘と云も、本其の音によりて着たる名と聞ゆ、さて皇國にて、都豆美と云は、阿豆美を阿曇と書る例などを思ふにも、まことに都曇の字音なるべく思はる。然らば皇國に本より有し物には非ず。外國より來つる物なるべければ。此大后の御世には未有まじき物なるに、此の歌によめるはいかに、故つらつら按ふに。此時皇國に鼓ありしには非ず。此はさきに新羅國御征の時に。此の宿禰命も彼國にて。此物を擊を初て見聞て、甚めづらかに所思しを。今思ひ出てよまれたるなるべし、さてこそ其鼓とはよまれけめ。其とは大后の御歌に。常世に坐すとあるを承て。其常世國と指せるにて、其常世國人のかのめづらかに見聞し、鼓と云物をうちはやして、釀つらむと云るにやあらむ。如此く是れは此時に鼓をよめることも疑なく。又其と云辭も指ところ有て、よく叶ふへきにや」といへり。此說然るべし。神功皇后新羅を征し給ふ時、皇后親執ニ斧鉞ー令ニ三軍ー曰、金鼓無レ節、旌旗錯

乱。則士卒不レ整と書紀にあるを以て。當時金鼓を以て士卒を進退せしなりと思ふは誤也。こは全く史家飾辭にて。その前に執二斧鉞一とあるを見ても知るべし。本邦軍器に斧鉞など用ひしことはなし。共に修飾の詞なり」〔工藝志料云〕。允恭天皇四十二年(一千百十三年)。新羅王某種々の樂を奏するもの八十人を貢獻す。外邦の鼓始めて本邦に入る。是より後革工鼓を造るに。或は此の製に倣ふ(當時始て造る所の者は。舞樂に用ひる所の太鼓なり)。推古天皇二十年(一千二百七十二年)。百濟の人味摩之歸化す。曰く。支那に學で支那樂を得たりと。天皇乃これを大和の十市郡の櫻井邑に居らしめ。少年を聚めて。支那樂を習はしむ。是を伎樂といふ。腰鼓は即ち味摩之の傳ふる所の者なり(久禮豆々美は腰間に著け。二小桴を以て撃つ鼓なり)。溲鼓の製此に始まる。此の際羯鼓。鞚鼓等を作る。並に皆制を外邦より傳ふるなり。」鳥羽天皇の御宇。此の際白拍子猿樂人大小の鼓を用ひる(方今の大鼓。小鼓即是なり。此の鼓其の何の時に始まるを知らず。史册に見ゆる所に據て以て此に掲載す。恐らくは腰鼓の異製ならん)。大鼓を或は兄鼓といひ。小鼓を或は弟鼓といふ。其製たるや腰鼓に似て。廣首纖服の者なりし。正和四年(一千九百七十五年)。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。太鼓張は爲直なり。爲直は京師の人にして。當時の名匠と稱す。太鼓樂。太鼓。腰鼓。羯鼓。鞚鼓。大鼓。小鼓等を造ること。工人各其の法を傳へて今に至る。」また今能樂に用ふるおほ鼓。小つゞみ。並に太鼓のと。和漢三才圖會云。相傳云。聖德太子與二秦川勝一相議。而於二神樂五音一。加二手舞足蹈曲一。改二弟鼓。兄鼓撥調一。爲二指調一。加二左卜調一。造二三本片切調一。所謂兄鼓(俗云巨鼓)。横二於左膝上一揭レ之。弟鼓(俗云小鼓)安二於肩一揭レ之。共以二馬皮一張レ之。出二於賀州一皮最佳。近世大藏正重同息正幸善揭二巨鼓一。觀世新九郎善揭二小鼓一。源君始賜二紫調組一。而後無二免許一者。不レ能レ用二紫色一。淺葱色次レ之。」また猿樂所レ用太鼓。近世之製。其鞶短而以二二桴一撃レ之。觀世與左衞門國廣(號二宿伯一)。善打二太鼓一(稱二之似我流一之祖也)。其子與五郎亦不レ劣。觀世左吉重次秦川勝之苗裔(今春氏信之支孫)。彌七郎喜家之孫也。喜家學二大鼓于金春㯭頭一。喜家之子又右衞門重家傳レ之。兼習二大鼓于國廣一(遂改二㯭頭流一)。爲二似我流一。其子左吉幼鳴二于世一(慶長十九年。奉二鈞命一令下二重次一(改二金春之座一)爲中觀世座上。蓋重次似我以來之良手也。因免二賜紫調組一。」右にて鼓の用。並に製作の源流大略を知るべし。但し三才圖會いへる。聖德太子が絲の調の鼓を創せしといふはうけられず。

ツヾラ 葛籠は。元來黑葛を以て九折織にして造りし筐なり。多く衣類を納る。黑葛は。山村で黑つゞらとも。黑かづらとも。黑藤とも。黑とづらとも云ひ。其藤地に就て蔓これるが。葉落ち霜枯れて黑くなる。それを手繰とりて。物をも束ね。垣など結固むる料とし。また筐もの。葛籠をも造る。此の葛もて編み造れる筐を。やがてツヾラと云ひ。後には竹にても。柳にても。編て造れる筐を。おしなべてツヾラといふことになれり。和漢三才圖會云。葛籠織二藤蔓一作レ之。以二藤心一爲レ經。以レ皮爲レ緯。自二藝州廣島一多出レ之。其四隅著レ皮漆二纚之一。凡宿直泊番人毎納二寢衣一。名二番葛籠一。小者名二伏見三寸一。民家嫁婦必用之衣籠也。其賤者以レ紙質レ革也。出二於江州高宮一少出レ之。常緯用二純藤一組レ之。故剛靭而佳。」和訓栞云。つゞら。黑葛をよめり。伊豫にて縮をよみしは。和の俗字也。つゞらふちともいへり。連蔓の儀なるべし。黑は神代紀の黑鬘より出たるなるべし。」防已をもつゞらふぢといへり。」葛籠をいふも義同じ。萬葉集につゞらこと見えたり。」又貞丈雜記に。つゞらと云はつゞら櫃也。つゞらと云草のつるにて作る也。つゞら藤の事也。つゞらひつはたてを丸藤にして。ぬきをわり藤にして組たる也。四方の角々とふちはなめし革にて包む也。今はつゞら藤にて作りたるは少し。竹籠を紙にてはり。又は檜の木の薄板にて作り。紙にて張たるも多し」といへり。【萬年葛籠】近代世事談に。元祿のはじめ。神田鍋町つゞら屋甚兵衞といふもの。はじめてこれを作る。此者元人形屋なり。張子細工よりもとづきて。經木を中へ入れ張立たるなり。云々とあり。

ツトイリ 衝突入。七月十六日なり。俳諧歲時記に滑稽雜談を引て曰ふ。昔は諸國にて【つと入】とて家々秘藏せる器物或は其家の嫁。娘。妾。妻まで。常にみたきと思ふものを。客殿。居間に限らず。深く入て恣に見しなり。近頃まで勢州山田にありし故。世人山田のつと入といひ傳ふ。むかしは諸國にありしなり。すべて家財の類を蓄ふるは貪欲の道なるゆゑ。これを懺悔のために見せしといふ。今世は絶てなきとなり。嬉遊笑覽に。續山井を引き。「花の宿やこれもつと入いせ櫻。如貞」。これ亂世の時の習風なりしと。又十六日藪入といふ事も。つと入より出たる名にやとあり。

ツナヌキ 貫履。(クツを見よ)

ツナビキ 綱曳。歲事記に。江州大津の人と。三井寺門前の人と野原において左右に分列して。互に大綱を爭ひ引兩方ともに太鼓をうちたがひにきそひ進む。勝方其年福をうると云。是を綱引と稱す。正月十三日より十四日の朝に至て去ると云々。この戲れ所々に有」と。西遊記に薩州鹿兒島。八月十五日。太さ腕のごとき長

牛町壹町にも及べる大繩を作り。大道の眞中に引渡し。小兒夥數集りて左右に別れ。此綱を引合ふ事なり。後には夜るの事なれは。若きをのこ皆出て引く。其賑やかなる事祭りの神輿のわたるが如し。是を綱引といふ。古代には上方にも有しと聞しが今邊土にのみ殘れり。彼國はすべて此十五夜には家々多く外に出て三味線をひき酒を酌て遊ぶ甚だ賑やかなり。明治年間學校教育盛なるに至り。諸學校之を行ひ。軍隊にありては應用體操の一として之を課せり。

ツナミ 海嘯は。津浪の義なりといへり。これは多く地震また大風に依て生する所のものなり。古代より海邊には其の害を蒙りしこと多かるべし。今所見の一二を擧く。天武天皇十三年十月壬辰逮二于人定一大地震。擧國男女叫唱。不レ知二東西一。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓舍屋寺塔神社。破壞之類不レ可レ勝數。由レ是人民及六畜多死傷之。時伊豫湯泉沒而不レ出。土佐國田圃。五十餘萬頃。沒爲レ海。古老曰。若レ是地動。未二曾有一也。」土佐の國南方海に向ひし處。地形灣をなしたるは。此時なるべし。また同年十一月庚戌土佐國司言。大潮高騰。海水飄蕩。由レ是運レ調船多沒失焉。」また天平勝寶五年九月壬寅。攝津國御津村。南風大吹。潮水暴溢。壞二損廬舍一百十餘區一。漂二沒百姓五百六十餘人一。竝加二賑恤一。仍追二海濱居民一。遷二置於東中空地一。」また貞觀十一年五月二十六日癸未。陸奥國地大震動。流光如レ晝隱映。頃之人民叫呼。伏不レ能レ起。或屋仆壓死。或地裂埋殪。馬牛駭奔。或相昇踏。城郭倉庫。門櫓墻壁。頽落顚覆。不レ知二其數一。海口哮吼。聲似二雷霆一。驚濤涌潮。泝洄漲長。忽至二城下一。去レ海數十百里。浩々不レ辨二其涯涘一。原野道路。總爲二滄溟一。乘レ船不レ遑。登レ山難レ及。溺死者千許。資産苗稼。殆無二孑遺一焉。」仁和三年七月三十日辛丑。申時地大震動。經二歷數剋一。震猶不レ止。天皇出二仁壽殿一。御二紫宸殿南庭一。命二大藏省一。立二七丈幄二一。爲二在所一。諸司倉屋。及東西廬舍。往々顚覆。壓殺者衆。或有二失レ神頓死者一。亥時亦震三度。五畿七道諸國。同日大震。官舍多損。海潮漲レ陸。溺死者不レ可レ勝計。其中攝津國尤甚。夜中東西有レ聲。如レ雷者二。」降て明應七年八月二十五日。地大に震す。此月諸國地震し。伊勢。紀伊。參河海水溢ると。天正年代記に見えたり。遠江の濵名湖の海に通せしは此頃なるべし。今切といふ是なり。」延寶五年八月六日。江戸大雨木挽町芝邊高潮上る。」享保七年八月十四日。尾張。紀伊等大風海嘯起る。鹽尻云。八月十四日の夜。子過より海なりて汐耀き。雲飛風巽より吹たちて。空の氣色もたゞ事ならず。かゝる程に暴風木を拔て。驟雨石を轉す。また沖の方より決濤岩のごとく漲り起り。俄に濵を浸せり。熱田の磯公館吏舍。及び驛店悉く破れ倒る。漂溺の男女老少百餘人片時に死して。跡なき浪に恨を殘す。はぜのうちうき島殊に潮つよく。民家悉く漂流す。今路のまへより以東。戸にひらにたふれ。東南井戸田うつくしの森の邊まで流れ。二名橋の鳥居も跡なく。大船數多うち上げ。田圃今年は豐に登りしに。潮にひたりむなしく枯のこり。領家も百姓もあきれたる程也云々。當國のみならず。勢州桑名府俄然として潮にひたり。府下近村千六百戸倒れ。東南赤須賀より富田村の家流れ人死する事數しらず、四日市場白子津。松坂。大淀。二見。同時に潮に犯されし。志州鳥羽より以南。紀の浦々大風洪濤にて稻穗悉く次落されし。紀の御領には。堤五萬千四百二十間破れ。民家六千百五十五軒倒れ。橋百四十一。船三百八十四艘流失す。京も難波も風雨おなじさまなり。」寛政四年八月六日。大風雨。相模小田原邊より江戸海邊高潮上る。」安政三丙辰年八月二十五日。風雨海潮嘯く。武江年表に云。八月二十三日微雨。二十四日。二十五日續て微雨。二十五日暮て次第に降しきり。南風烈しく戌の下刻より殊に甚しく。近來稀なる大風雨にて。喬木を折り家屋塀墻を損ふ。又海嘯により逆浪漲りて。大小の船を覆し。或は岸に打上。石垣を損じ。洪波陸へ溢濫して家屋を傷ふ。この間水面にしば〳〵火光を現す。此時水中に溺死怪瑕人算ふ可らず。曉丑刻過て風雨やうやく鎭れり。始の程は少時雷聲を聞く。又風雨の間地震もありし也。翌二十六日朝より霽に屬す(諸商人活業を休むと數日なり)。人家所々潰たる數ふべからず。寅卯兩年の災に罹りし場所家作の新らしきも潰れしあり。去冬の地震にいたみしは更なり。微塵になりしもの數を知らず。去年の地震に山手の家々は安泰なるが多かりしが。今年の風雨は江戸中一般の大破にて。家潰傾かざるも屋上の板天井の板をも吹散らし。甍を連れし家々は殊に斃み倒れ。海岸。山崖の家はわけて烈しかりし。山林には喬木折催け。草は一夜に枯萎たり。ことに駭歎すべきは。築地西本願寺の御堂なり。さしもの大厦なれども一時に潰れて微塵とはなれり。此邊船松町。上柳原町。南本郷町。十軒町。南飯田町。南小田原町。深川洲崎。芝高繩。品川等の海岸は。殊に風浪烈しく人家を溺らし。或は逆浪にさそはれて海中へ漂汎し。資財雜具は見るが内に流失せり。諸侯の藩邸も海岸にある者はこれに同じかりし。深川。本所の地大方床の上二三尺水の上りたるが多し。同所に在し吉原町娼家の假宅大破に及び。潰たるもあり。永代橋大船流當りて半ば崩れたり。大川橋勾欄吹損じたり。本所靈山寺本堂潰る。淺草寺。西宮稻荷鳥居折れ。三社の前なる鐘樓は屋上を吹飛して跡方なし。活人形見せ物假屋なかばを損ふ(この邊にて家を損ひしもの此假家へ入て當分の雨露をし

のぎたり)。御藏前華德院閻魔堂潰る。湯島天神銅鳥居神樂堂倒る。御城内格別のいたみなし。牛藏御門は渡り櫓紾れて落る。御邸内松の大木折たるもの多し。芝片門前二丁目潰家より出火して雨中燒ひろがり。神明町。三島町。宇田川町。西の方等へ燒込たり。増上寺山内は別條なかりし。其外市谷吉原町の内。下谷金杉村淺草日輪寺内。其餘所々潰家より火出たり。砂村邊行德の邊。堀江猫實三崎の邊。其餘近郊人家流れ溺死のもの多し。柳原の柳風雨の後新芽を生じて春の如し。楓葉しぼみて看楓の噂なし。菊も又た同し。十月所々返り花あり。海棠花咲て。春にかはらず。風雨の後はかなき假屋をしつらへ。露眠の輩多く。貴賤の艱難いふばかりなし。凡この度の風雨は近郊は更なり。東海道駿河の邊より信甲の邊所々にも及びしよしなり。此度の事件を誌して安政風聞志。又地震海嘯考等の編輯梓行せり。」明治四年七月十九日。朝より大風雨。深川鐵砲洲。砂村。逆井。堀江。猫ざね。行德海嘯。今非村人家入拾餘宇流失すと云々。御府内も所々潰家多く。即死怪我人多かりし。凡拾里四方程の荒なり。未刻頃より漸く靜になりぬ。」明治二十九年六月十五日。陸前。陸中。陸奥内海嘯あり。明治年間に入りての大海嘯とす。此類尚幾多くもあるべし。玆にはそのあらましを擧ぐるのみ。

ツナワタリ　繩伎。(カルワザを見よ)

ツノフデ　角筆。(クムテムを見よ)

ツバキ　椿は。本字にあらず。山茶又は海石榴(サムボタ。イヅサム參照)。正字なりといふ。しかも今に椿を通用とす。萬葉には都波伎。本草には山茶とあり。萬葉に足曳之山海石榴開(アシヒキノヤマツバキサク)又巨勢山乃列々椿(コヤマノツラツラツバキ)ともあり。普通植物にいふ。ツバキの文字木偏に春を書きてツバキとよむ。和名抄にも斯く訓じたり。葉の厚きがゆゑに。厚葉木の意なりといふ。又同書に。ツバキは雜木林中にありて。冬月より花を開く。花は紅色にして大なり。凡そ花中にありて。大花の部に屬す。美麗なれとも雜木林中に生ずるを以て。人之をヤブツバキと稱し。敢て顧みざるが如し。然れども亦庭園に栽培して人々賞翫するが故に。其品類も隨て多し。古くは天武天皇の十三年三月。吉野の人宇閉直弓(ウヘノアタヒ)。白椿を貢する事見えたり。此遠き時代には草木の奇花と云もの甚稀なりしならむ。されば白椿を珍らしきものに思ひたりしもうべなり。寬永の初めよりして漸く其品類出來りし如し。椿は常綠の濶葉樹にして。葉は厚く光澤ありて。冬月の寒き時も照輝けり。凡そ暖地に産する植物の葉は椿の葉の如く厚くして光あるものなり。卽ち椿は本邦の暖地に産して殊に海邊に多く。本州にありては青森附近の八甲田山に至て止り。其れより以北には生ずる事なし。其栽培品には花に紅色なるあり。白色なるあり。斑紋あるものあり。又八重。一重の別あり。盆栽とし。又庭木として之を愛翫す。日本。支那を除きては他に産せざるを以て。歐米人は特に之を賞美せり。其品類中ヲトメツバキと稱するは淡紅色八重の普通品にして。人の能く知る所なり。【椿油】伊豆七島に於ては。椿を多く栽培し。實を採り油を搾りて。東京に輸出す。之を木の實油と云ふ。其の油は食料に供し。理髮に用ひ。錆を防ぐ料とし。殊に刀劍等に之を塗れば甚だ良しといふ。【用途】枝葉の灰はホッタツシに富めるを以て。染物燒物等に賞用せらる。又葉を蔭干にし。夏月之を蚊遣に用ふれば甚だ効ありといふ。材はクリ物の用に供し。又農具の柄木槌の類とし。櫛材とし。又炭に燒きて製紙の用に供す」と嬉遊笑覽にいふ。之れ寬永の頃つばきの花を弄ぶと行はれて種類も多くなれり。其名後世には呼かへて傳はらず。傳はる名もあれどいと少なし。花壇地飾鈔は元祿七年江戸染井の花戸が著はしたる書なり。椿の名も多く擧て二百餘種あれど。卜養が狂歌によみし歌のなかの名は大かた見えずと。

ツボ　壺は。和名抄に。周禮注云。壺(都保)所ニ以盛レ飲也。また坩の條に。楊氏漢語抄云。坩(都保今按木謂ニ之壺ニ瓦謂ニ之坩ニ壺也)とあり。今壺と稱する所のものは。多く磁器にて造り。茶を入れ(チヤ參看)。或は種々の食品を儲ふる器とせり。元來ツボとは。つぼまりたるよりいふ名にて。口小さく胴を大にしたるものなり。

ツボガリ　坪苅。(デウメムを見よ)

ツボヅケ　坪付。地を量るに六尺四方を一坪といふ。坪付は田地の坪を書出せる帳簿なり。和訓栞云。不堪田の奏に。諸國より奉るつぼつけ帳あり。田の坪を書付たるなり。朝野群載に田地坪付と見ゆ。年中行事歌合に「この秋は千町のおしれかずそひて。作るにたへぬ坪づけもなし」。この不堪田奏といふは。荒損田の佃くるに堪へさるものを。奏聞する公事にて。其時に坪附帳を出すなり。尚荒損田の條を開き見るべし

ツボ子　局。又壺と書く。壺は字書に宮中道也とあり。局は居所を一つ〳〵に仕切りたる所をいふ。それより女官なとの部屋をもいふなり。長橋の局。尾張の局。丹波の局なとの類是れなり。玄同放言云。舍の和名つぼなり。和名類聚鈔(居處部)。昭陽舍(在ニ溫明殿北ニ)。奈之豆保。淑景舍(在ニ昭陽舍北ニ)。岐利豆保。飛香舍(在ニ弘徽殿北ニ)。布知豆保。凝華舍(在ニ飛香舍北ニ)。宇倍豆保。襲芳舍(在ニ凝華舍

北二)。加美奈利乃豆保。以二霹靂一俗謂二之雷鳴壺一。これら和訓をしらざれば得讀かたきもの也。故に昭陽舍を梨壺。淑景舍を桐壺ともかゝれたり。凡この五舍は。前栽の花卉によりて名を得たり。しかれども文字は優美に俗ならざるを擇ばれたるとかくのごとし云々。和訓つぼとは。圓におしまとめたる義にて。俗につぼふか。又つぼくちなどいふにおなじ。花のつぼみも。一圓にまとめたる貌といふ也。衣のつぼさうぞく。つぼをりも準てしるべし。つぼは元來つぼめるの略辭なれば。宮嬪の居處をつぼねといふ。めとれと横音かよへば也。うつほ物語(藏ひらき上)に。大將のおとゞ。いつくよりぞや。いとはえんあるふみかな。中納言。なしつぼねより也云々。こゝには梨壺を。なしつぼねといへり。これその證也。これよりして。宮中の便殿を。みつぼねと唱へ。女房の部屋を。つぼねといふ也。枕草子(一の卷第七段)に。御つぼねにさふらはん。と辭していぬれば云々。同卷(第三段)に。女房のつぼねによりて。おのが身のかしこきよしなど。こゝろをやりてとき聞するを云々。五の卷(第五段)に。清涼殿のまへのすのこより。まひ姬をさきにて。うへの御つぼねへまゐりし程に云々。九の卷(初段)に。けふはひろつかたまゐれ。雪にくもりて。あらはにもあるまじなど。たび〳〵めせば。このつぼねあるじも云々。つぼねあるじは。そのつぼねを玉はりてをる女房を云也云々。又內庭を壺前栽といふ。つほねの事也。おなじき四の卷(物のあはれしらせかほなるといふ次の段)に。けふの雪山。つくらせ玉はぬ所なんなき。御まへのつぼにもつくらせ給へり云々といへるつぼは。壺前栽也(この段季吟の鈔には。禁祕鈔。竝に三光院殿の御說を引り)。又日本紀略(醍醐紀)昌泰二年己未。小の六月四日丙寅云々。監物局枇杷。花不レ發有二子生一云々と書せし局も。壺前栽なり。又大鏡(第六)道隆公の卷に。高內侍の事をいふ條に。それはまさしき文者にて。御まへの作文には。文たてまつられしはとよ。少々のをのこにまさりてこそ聞え侍りしか。さやうのなり召けるにも。臺盤所のかたよりはまゐり給はで。弘徽殿の御つぼねのかたよりとほりて。二間になん候たまひけると。そうけ給はりしか。古體に侍るにや云々といへり。かゝればつぼねは。何處にまれ。引つぼめる處をいふ也。定りたる後宮の名にはあらずかし。又つぼねに局字を配當たるよしは。正字通に。局曹也。部分也。又拘也。促也。又曲身也。又棋局也といへり。男女のつぼねに曹司部分の義あり。又曲身棋局の貌あり。これによりて局の字をつぼねと讀まするなるべし。說文(卷十二)には。市居曰レ舍。从二一尸一也。口象レ築也。始夜切といへり。(舍)字の形。おのづから屋のとく壺に似たり。前輩の說に。つぼねはとのゐするものゝ。帶をもとかで。つぼねするなりといへり。甚しき誣罔ならずや。又東鑑(建久三年十一月二十五日の條)に。熊谷次郞直實與二久下權守直光一。於二幕府(賴朝卿)御前一。武藏國熊谷久下境相論裁許のとき。直實頻に憲斷の違ならざるを憤り。忽遁世する條に云。今直實頻預二下問一者也。御成敗之處。直光定可レ開レ眉。其上者理運文書無レ要。稱レ不レ能二左右一。縡未レ終。卷二調度文書等一。投二入御壺中一。起レ座云々といへる。壺は訴狀などを納れん料に。公文所に置れたる磁器の壺のやうに聞ゆれども。さにあらず。こは公文所なる壺前栽をいふなるべし。されば壺を政所に置きとなきにはあらず」貞丈雜記云。局の事。局の字かぎるとよむ。家內をしきりて限を立るを云。榮花物語わかばへの卷に。里の殘りの人々は參りて。臺盤所にてはかなく屛風几帳はかりをひきつぼねて。ひまもなく給たり云々是座敷を屛風几帳など立て。しきりつぼねたるを云。つぼねるとはつゞめる事云。ひらくとつぼむと相對する詞なり。みやつかへする女の居所をつぼねと云も。壁にて一人〳〵にしきりて住するゆゑ。つぼねと云。則曹司とも云部屋の事也。」つぼねは。局曹の文字にあたり。その名義も前に引る書ともに署いへれど。橘守部の考に。つぼねといふの義は。榮花物語若枝卷に。はかなく屛風几帳ばかり引つぼめて。ひまなく竝ゐたりとあり。此詞に依に。局といふはつぼやかに。引つぼねたる處なる故に云か。此外にも中は廣がれとも。口狹くしたる物を多くつぼといへり。茶壺といふもそのでう也。又本はその庭に桐を栽。梅を植たるよりいふとも言むか。されど猶その庭も四方を圍みてつぼやかにしたるよりいふなれば。その云義終におなじ意におつめり。云々といへるは簡明なる說なり。【長局】家屋雜考に曰ふ。局はすべて役所の事にて女には限らされども。今は女にのみいふごとくなり來れり。若菜の卷に女房のつぼね〳〵まで細かにしつらひみがゝせ給ふとあるは。今時の長局のさまなり。こはおのれ〳〵が部屋にて役所にはあらざるに似たれども。禁中にても。女官は晝夜私の宅へ退く事なき故。長上にて詰切勤入取扱にせらるゝ古法なり。考課令に見えたり。されば。かの部屋々々とても。役所に準して。局といふ事謬にはあらず。京。鎌倉の古繪圖にも長局の名見えたり」とあり。千代田大奧に。江戶城內の長局を說く條に云。「長局は大奧の東北隅にある長屋にして。一棟を一の側と稱す。四の側迄あり。即ち四棟なり。一棟を分ちて十數部屋とし。一部屋に一人若しくは數人の女中住むなり。部屋の入口には名を署したる紙を貼り付く。一の側は第一列と云の義にて。最南の長屋也。長屋を十五に分ち。御年寄。上﨟。中﨟。中年寄。

御客會釋。お小姓等重き女中のみ住びて。各一人宛住む。部屋々々とも同じ造り方にて。一部屋の間口三間。奥行七間あり二階造りなり。此の一部屋を六間に仕切る。即ち南の椽に接するを入側とし幅一間なり。此にて化粧し又たは鐵漿を傅く。その次は八疊にて南北に襖を締む。西に床あり間口一間奥行三尺の板疊にて黒塗の框あり。檜の絲柾の床柱にて違棚は梶のタメ塗なり。又た東には間口一間奥行三尺の佛間あり。座敷より三尺上りて中敷居あり。之れに黒塗本骨の障子を箝め。中には一段の壇を設けて女中親族の位牌並びに將軍御先祖代々の過去帳を備ふ。四邊の貼付及び天井とも。金泥にて蓮華の模様中々莊嚴なり。扨て佛壇の外面には机など置きて書齋に充て。又た此の間を以て他の女中の應接所とす。次の間は六疊にて南北とも襖。西に押入あり。此は女中の樂居する所。即ち飲食坐臥の間にして衣裳などを藏す。次に二疊敷の入側ありて。又八疊の部屋あり。部屋方の居る處にて。左右は貼付。南は襖。北は障子なり。間の西部に階梯あり。之れより二階に上るべし。二階の間取りは下と同じ。北に窓あり。扨て部屋方の間の北に更に一間あり北椽に接す。是れを臺所及び玄關とす。長局の襖は地白に銀にて花唐草を現はし。天井。小壁の貼付けは。地白に銀泥にてテッセン唐草の模様なり。南の椽に接する入側は幅一間にて天井に三尺四方の引窓あり。金網を張る。間毎に隣界には必ず開き戸あり。非常の節通行の便に備ふ。又た平素にても非番の折々は此の戸を開きて互に往來するなり。又た北幅二間の椽を跨ぎて。向ふに間口三間奥行三間半の處あり。此の處の東側に湯殿。川所あり。西側に薪炭置場及び部屋方タモンの川所あり。此の處の北に庭あり。是れは二の側の長局に屬す（因に記す將軍附の御中臈に限りて。御年寄或は御上臈と合部屋なり。御中臈合部屋の御年寄部屋に限り。東西に中庭ありて此處に湯殿あり。御中臈に限りて廊下外の湯殿にて浴するをなし。蓋し將軍附御中臈は一層大切に監して。萬一の間違なき爲の川心なるべし）。二の側。三の側には間數二十。四の側には三十計りあり。御鍵口番。表使。お三の間頭。吳服の間頭。御祐筆頭を始め以下役々の順にて。二の側より三の側。四の側に住み並ぶ。但し御祐筆頭等より以下の役々は。一人にて一部屋を持たず。少なきも三人多きは五人位の合部屋にて中々に賑はし。間取りは一の側等に變りなけれど。之れに比して大に狹し。洗濯物は二階南の方に設けある物干場にて曝す。物干場の造方は通例のものと變りなし。（附けていふ一の側に屬する庭は各三十坪許りありて。水道の自由あれば。孰れも泉水。築山。石燈籠などあり。樹の植ゑ付け亦た中々に風流にて。向島邊の料理店抔の庭に似て趣きあり。二の側。三の側等御次頭。御祐筆頭などの部屋迄は庭も奇麗なれど。以下の部屋は庭形もなく。勝手に草花など植ゑあり絕えて眺めなし。庭の有樣を以ても部屋の節立。佛間などにも精粗美醜の區別あるを知るべし。又た長局中井戸二十三ヶ所あり。孰れも明六ッ時に蓋を明け。暮六ッに至つて錠を鎖す。是れは火の番の定役なり。又たいふ。大奥の東南隅に別に長局あり。構造は北のものに比して少しく小なれども。間取には變りなし。女中多くして北の長局に住み切れざる時此に移し住ましむるなり）。【御半下部屋】は七ッ口に接し。間口五間。奥行十二間の一間なり。入口は二十疊計りの板の間にて。中央に竪六尺。横三尺の圍爐裏あり。其の中の四方にお鐵漿壺を並ぶ。次は中の間にて二十疊を敷き。其の北に八疊敷の一間あり。お末頭の部屋に充つ。二十疊の間には二階ともにお末の雜居する所にて。座敷の隅々には銘々の簞笥などを据え付く。此の部屋東及び西は障子を綛て切り。二十疊と八疊との間に襖あり。八疊の北は貼付なり。襖及び貼付は地白に藍にて花唐草を出し。天井は白の貼天井なり。西の障子を隔てゝ臺所あり十四五疊を敷くべし」とあり。

ツマ　妻。古語ツマは伴れ添ふの意にて。緣と云意にツマなる語を用ひし歌多し。俗に刺身のツマなと云ふも。添ふものなればなり。夫及妻の字共にツマと訓む。神代の頃。男子は數妻を娶りしも。女子は一人の男を守りしと見え。古事記に。大國主尊淳名川姫を訪ひし時。姬の歌に。「汝こそは男に在せば云々。若草の妻持たらせめ。吾はもよ。女にしあれば汝を措きて男はなし」とあり。又神武紀の歌に古奈瀰餓那居波佐麼云々。宇波奈利餓。奈居波佐麼云々。前妻が魚を乞はゞ。後妻が魚を乞はゞと云ふ意なり。古訓古事記に。本后をモトツツマ。後妻及嫉妬を共にウハナリと訓めり。後世に後妻と云ふは。先妻の離別又は死亡せし跡に婚姻せしものを指せども。上古のは本后は先に婚せし妻。後妻は其より後れて婚姻せし妻の定にして。同時に二人以上の妻を有せしなり。本后と書けりとて。其が正后にて他は妾なりといふ義には非ず。尤も古事記に須世理比賣を大國主尊の嫡妻となしてと云ふ事見ゆれど。後世より文字を宛てたる者なるべきや知るへからず。大寶令の頃に至て嫡庶の別始めて明なり。以來妾を蓄ふるを法律の公認する所にして。民法の制定に至て妾を認めさろも。猶庶出の子を認めたり。

ツマヲリガサ　爪折傘。（カサを見よ）

ツマド　妻戸。和訓栞云。つまど。嵡の戸をいふ。開戸也。開戸は其妻あるが

故にいへり」。四方硯云。むかし妻戸といふは。宮殿廊等の端にあるをいふ。端ならざるを唐戸といふ。そのかたちは同じ。妻戸は戸壹枚。唐戸は二枚也。車寄にもから戸あり。後世玄關の製あり。むかしは竹簀子と云は。今の椽がはの事也。世移ればもののゝ名もかはりぬ」。貞丈雜記云。妻戸の事。是も主殿にある戸也。兩方へひらく戸也。外の方へひらく也。緣につぼがねを打て。ひらきたる妻戸の下の方にあるかけかねをかけ置也。これを猿つなぎと云。是は戸びらを風にあをらせまじき爲也。」また同書に。妻戸の出入も忌む事也と覺たる人。古も有しや。いむ事にはあらず憚る事也。武雜記に云。妻戸の間出入の事御沙汰は不承候。但つれに出入は有まじく候。急度したる時は。妻戸の間より御出入候間。左樣の時御立砂を取置候間。平人出入斟酌可然貴人出入し給ふ所なる故憚りて也」と見えたり。カウシの條下に圖を出せり參看すべし。

ツミクサ　摘草は。春のうらゝかなる日に。兒女ども打むれて。一二里外の野べに。雞腸菜（ヨメナ）。つくぐし。田ぜり。蒲公英など摘み遊ふわざをいふ。最優にやさしき遊びなり。いにしへより若菜つむなどいふも。摘草のたとひなり。萬葉集（一の卷）雄略天皇の御製に。かたまもよ。みがたまもち。ふぐしもよ。みふぐしもち。此岡に。菜つむすこ。家のらへ云々。とのたまへるも。則摘草せる女兒を見給ひて。詠したまへる所なれば。ふるき遊びわざなりと知るべし。

ツミタ　摘田。（デムセイを見よ）

ツムギ　紬。つむぎ織は。綿より紡ぎ出して絲となし。織る所の絹也。工藝志料に。鎭西の織工能くこれを製す。而して其の何時に始るを知らず。奈良の東大寺の獻物帳に載せて。聖武天皇の御物の七條の褐色の紬の袈裟あり。」承和五年（一千四百九十八年）製す。太宰府の例進の綿紬は。一百端なり。而るを今定めて絹の紬十端。黑緋の紬四十端。緋の紬五十端と爲す（古來鎭西好き綿を産す。これを筑紫の綿といふ。紬は綿を以て製する所の者なり。因て按するに。紬は鎭西に始まるものなるべし）。延喜五年（一千五百六十五年）朝廷式を定むるに方て。新嘗會の節に大歌人等の裝束の料。緋の紬九匹云々とありて。其他恒例の用度に充たるを見ず（往古は紬を用ひたることの尠かりしを以て見るべし）。既にして石見の織工紬を製す。石見紬即是なり。既にして又常陸の織工能紬を製す。所謂る常陸紬即ち是なり（常陸紬は北條氏より足利氏の時に至て。多く製し出す）。寛文五年（二千三百二十五年）。徳川家綱令して。絹絁紬等の長さを定め。二丈六尺を以て一端と爲さしむ。此際陸奥（仙臺紬といふ）。下總（結城紬といふ）。武藏（横山紬といふ）。飛驒（高山紬といふ）。甲斐　郡内紬といふ）。伊勢（松坂紬といふ）。丹後（單衣に用ふる故に單物紬といふ）。近江（長濱紬といふ。又寶生紬といふ）。の織工盛に紬を織出す。又下總の結城。中山。武藏の横山。淺草。伊豆の八丈島。伊勢の松坂。信濃の上田の織工柳條紬を製し出す。當時諸國に於て織出す所の者は。昔日の紬の如きに非らずして甚佳なり（紬は綿を紡て絲と爲し以て織る。而るに當時の紬は。或は粗絲を以て織れる者あり）。當時世人の紬を用ふることの多き以て見るべきなり。享保年間武藏の八王子及青梅の織工。柳條紬を製し。名つけて上田柳條といふ。上田柳條は初信濃上田に於て製せし所の者なり。而して方今上田の織工これを製すること甚尠し。八王子及青梅の織工盛に之を織出す。而して尙上田柳條といふ。又青梅柳條といふ。既にして青梅八王子の織工粗絲を經として木綿を緯として以て。別に一種の者を織成す。これを青梅柳條といひ。或は木入上田柳條といふ。木綿入といふを忌むなり。文化年間八王子の織工。製を八丈島紬に擬して黑紬を織出す。是を黑八丈といふ。近年に至り紬を製すること諸國並に皆減し。或は業を廢す。行はれざるを以ての故なり」といへり【椎名紬】貞丈雜記云。しゐな紬と云物は椎名と云所より出る紬也。椎名は河内國にある歟」【にた山紬】前同書云。にた山きぬ。にた山つむぎの事。室町殿日記云。御小袖おもてしらあや。何にてもうきもん。うらきぬにた山の上ぼんにて。御白小袖おもてうら。にた山つむきの。上ほんにてとあり。按にた山と云は。地名をとりて名付しや。又は地合のよろしからざるをさしてにた山と云歟。今世八丈つむぎにた山八丈と云あり。八丈島より出ざる品にて。他國にて織たるを云也。にた山と云は。天文の比の俗稱か。追て尋知るべきなり（上野國新田郡の邊より出る絹なるべし云々）また擁書漫筆云。にたやまといふ俗語は。似て非なる物にいへり。曾呂利狂歌咄四の卷に。丹田山紬を莉安ぞめにしたるをかしとあれば。この丹田山紬が體はなべての紬に似て。性のおとりたるよしにたとへしなるべし。」【北絹紬】貞丈雜記に。ほつけんつむぎと云ふ物舊記にあり。北絹とも有。又ほけんとも有。北の方の外國より出る物成べし。御成次第古實に云。ほけんの小袖の事。惣別から物御禁制にて候間。ほけんもめし候まじく候云々。から物とは唐より渡る物を云也。條々聞書に云。ほつけん紬の小袖紋の付たるは不苦候云々」と見えたり。

ツメイム　爪印。（イムシヤウ。クワアフを見よ）

ツユ　梅雨。つゆ。またついりといふ。日本紀に霖の字をよめり。初夏梅雨の

候は。梅の實の黄熟する頃にて。最も雨量おほく濕氣ふかき時なり。農夫は田植するころにて。雨水おほきを歡び。養蠶する方には。寒暖の不調を氣遣ふなど。職業家には種々心すべき氣節なり。梅雨出入の事。埤雅に。閩人以立夏後逢庚日爲入梅。芒種後逢壬日爲出梅。神樞に。芒種之後逢丙日爲入梅。小暑之後逢壬日爲出梅。金錄に。芒種之後當庚日爲入梅。夏至之後當庚日爲出梅。本草綱目に。李時珍云。芒種後逢壬爲入梅。小暑後逢壬爲出梅。月令廣義に。臞仙肘後經。芒種逢丙日入黴。小暑逢未出梅と。貝原氏和漢名數に以上の說を引證し。且陰陽之往來。固有定期。而天地之流行。變化無窮。故寒暑風雨之時候。必有遲速。不可拘以日數云々。只以芒種之後遇雨初降之日爲入梅。以霑雨收斷之日爲出梅。庶幾乎其不差矣といへり。梅雨の候に先ちて雨降りつゝくを迎梅といひ。梅雨あけて後降る雨を送梅といへり。暦に入梅の日を記して。出梅の日を記さす。俗に雷鳴りて梅雨霽ると云ふ。蓋し陽氣來りて陰の氣と交替するか故に。雷鳴るならん。其の交替の日豫知し難ければ。記さゞるなるべし。

ツリ 釣。(ギョレフを見よ)

ツリガネ 鐘。(カネを見よ)

ツリゼイロウ 巣車。三才圖會に曰。登檀必究云。巣車其制以車輪。當中。建高竿。首施轆轤。以繩挽板屋上竿首。其屋方四尺高五尺。以生牛皮裹之以禦矢石。使人藏屋中。下窺城中事。遠望如鳥巣故名。」按巣車即鈎非樓也。其制不一。有車井樓。櫓井樓等之異。皆令人登窺視敵陣之機也」とあり。天草の亂に。松平伊豆守之を用ひしとあり。

ツリドノ 釣殿は。水邊御遊などの料に造り置るゝ亭を云。和訓栞に。東鑑に釣殿と書り。永承七年に。釣殿御遊。狹衣に川の上に造りかけたるつり殿など見ゆ。其造り樣は。後京極殿の作庭記にくはしといへり。拾芥抄に。釣殿院は。六條北東洞院東號六條院。光孝天皇御所と見えたり。釣殿宮は。光孝天皇の皇子簡子内親王也と見ゆ。水邊に臨みて立る故に釣殿といふか。また魚つる料の亭といふ意なるか詳ならず。家屋雜考には釣をなす料といふ說をあたれりとせり。

ツル 鶴は。聲を以て其名を得たりといへり。和名抄に。四聲字苑云。鶴(都流)似鵠長喙高脚と見ゆ。古は鳥といへば。雉を賞翫し。魚といへば鯉を第一とせしが。近古魚は鯛を第一となし。鳥は鶴を第一に賞美せるなり。寛永十一年二月九日。將軍德川家光。營中に於て鶴の料理を國持諸侯かたに賜ひしことあり。これより例となりて。時々鶴の料理を賜ふ式あり。」【將軍獵鶴】又毎年將軍家より。八月中旬禁裏へ初鶴獻上。十一月寒に入りて將軍手獵の鶴を獻上せり。鶴の料理するか鶴の庖丁とて。膳夫がたに古式あるよしなり。此事は八代將軍吉宗の時より始るとぞ。又鷹の鶴拜領の家は。三家方並に同嫡子隱居。加州。仙臺。薩州。此外國持家並准國主の家々なり。鶴獵の事風俗畫報に。鶴お成と稱するは將軍自ら鷹を据えて出獵し。鶴を捕ふることをいふなり。十一月下旬より十二月に渉る。獵場は定まりあるにあらねど。多く南葛飾郡小松川村近傍とす。鶴お成ある場所には。鶴を飼馴らす爲に餌蒔といへる者を置く。餌蒔は其土地の農民にして相當の扶持を授かり。農事の餘暇專ら此事に從ふ。鶴は今は關東には一羽も居らずなりたれど。維新前は大抵九月下旬に至れば群をなして來るなり。餌蒔は其前に所々に稻村など設け。豫め隱るゝ場所を作り。又鶴の餌を蒔きてこれを餌馴らし。以て之を捕ふるの便となす。斯くの如く暫く餌馴らすをもて。鶴の捕はれたるときは。餌蒔及其妻女は恰も我子を失ひたる如く悲嘆に沈むといふ。さて將軍獵場に着する時は。身邊には側役小性小納戸鷹匠等。僅に八九人を止め。他は皆遠きに退かしむ。これ鶴の恐るゝを以てなり。鶴の水田に立つを認むるときは。鷹匠は鷹を取り小納戸番掛へ渡し。小納戸番掛りはまた之を將軍に渡す。將軍取りて放てば。鷹は鶴を目懸けて突飛。勁風の如く。鶴の驚きて飛揚せざる前にこれを倒さんとす。之を一番の大鷹と稱し。二番三番と順次を放ち。漸くこれを捕ふるなり。然れども鶴の力强きものは三羽にても猶

捕ふる事難く。かゝる時には隼といへる鷹の最勇猛なるを放ちて援け捕ふるなり。然れども隼は爪牙鋭くして太く鶴の肉を傷くるをもて。非常の時にあらずんば放たず。大抵三羽にて捕へるものなりといふ。鷹の敏捷なるは。初め鶴を倒したる時一方の爪にて鶴を押へ。一方の爪にて傍の草を握り。容易に動かさしめず。これ已の身は小にして。輙もすれば共に空中に帶び去らるゝを以てなり。所謂鷹の力草これなり。一番の鷹は鶴を捕へたる功をもて。紫總を賜ひ。生涯鷹の隱居として養はるゝなり。捕獲せし鶴は三家及加賀。薩摩。仙臺の三諸侯へ一羽づゝ賜ひ。三家嫡子等へは其を曲物に盛りて賜ふ。又其血を啜ることありといふ。鶴お成の時は千駄木。雜司ヶ谷二ヶ所の鷹匠相從ふなり。昔鷹匠屋敷は此二ヶ所にありて。雜司ヶ谷の方は頭巾を被り。千駄木の方は紺の手拭もて頰被りするなり」と見えたり。

【鶴獵の禁】德川氏の頃。鶴は將軍の外獵獲するを禁ず。然れども其刑名は定まりあらざりしと見え。德川禁令考に曰く。天保十丑年御留場外に而殺生いたし候者。御仕置當相談書。佐橋長門守。今般拙者掛に而御留置外に於て。鶴殺生いたし候もの有之。一件御仕置御咎之儀。去る巳年鶴殺生人竝引合之もの共御仕置當之儀御定。掛に而再應取調申候書面ヶ條。」一。鶴殺生いたし候もの。中追放。」一。御留場内に而殺生いたし候鶴と乍存買取候もの。江戸拾里四方追放。但買取候鶴。竝賣拂代金所持いたし居候はゝ夫々取上。」一。御留場内に而殺生致し候鶴と不存買取候もの。買取候鶴取上。過料錢拾貫文。一。御留場内に而殺生し候鶴と不存賣拂之世話いたし候もの。同拾貫文。」一。鶴殺生いたし候村方。村過料。如斯有之。其砌鳥殺生之儀に付被仰出候御觸書之趣に而も。關八州内之儀に候處。御留場外に於て右犯科之もの。前ヶ條に見合同樣に而は相當いたす間敷。既に御定書に隱鐵砲有之村方御咎箇條之内。本人竝名主組頭等御留場内。竝關八州内外之差別を以段階有之上は。都而一等輕く。」一。鶴殺生致し候もの。江戸拾里四方追放。」一。御留場外に而殺生いたし候鶴と乍存買取候もの。所拂。但買取鶴。竝賣拂代金所持いたし居候はゝ夫々取上。」一。御留場外に而殺生いたし候鶴と不存買取候もの。買取候鶴取上。過料三貫文。」一。御留場外に而殺生致し候鶴と不存賣拂之世話いたし候もの。同三貫文。」一。鶴殺生致し候村方竝居村。名主。同三貫文。組頭。急度叱り。一。鶴殺生致し候村方。叱り。」右之通段取を以御仕置相伺候方可然哉と存候。然る處去る申年大草安房守御勘定奉行勤役之節。同人掛野州大宮村新右衞門鐵砲を以鶴打留。又者博奕いたし候一件御仕置御咎之儀。前書巳年評議濟に見合。都而御留場内同樣夫々伺之上申付。右體伺濟先例有之候而も相當とは難申哉に付。いつれにも前書之通御留場内外之差別を以取調可相伺と存候。此段御相談および候以上。右天保十丑年十二月二日評決。

【鶴の庖丁】安齋隨筆に曰ふ。今世正月二十八日禁中に此の事あり。清涼殿の前庭階前に一間に二間の板疊を敷きて。其上にて庖丁あり。庖丁人白小袖に狩衣淺黃の指貫風折烏帽子著し出仕す。素襖に烏帽子著たる者四人爼板に鶴一羽のせて舁き出す。庖丁人鶴の兩羽を切りて爼板の向南の端に竝べ置く。次に頭を二つに切りて羽の次に竝べ置く。さて鶴を橫にとり直し。中より切り。頭の方へ付けたる身を竪におろし。頭の次に竝べ置く。中より下の方へ其の儘にさし置きて切らず。取り直し置きて。庖丁まなばし爼板の上に置き。退きて平伏し退き出つ。公家衆御太刀受取て。板疊南の方に畏り。太刀の足間を右手に握りて。左の手をつき平伏して退出すと見えたり。

ツルギ
劍。（タウケンを見よ）

ツレツレクサ
徒然草三個秘事。和漢名數に云く。近世俗說稱二徒然草一有二三秘訣一。所レ謂布帽額。白字留利。放免付物。一說布帽額。御產甑。大臣大饗。

ツ井シユ
堆朱は。漆細工にて。人物花鳥山水等の圖を刻み。尤も雅致なる漆器なり。下文工藝志料に。後土御門天皇の御宇。京師の漆工門入といふもの。始て製する所なりといへり。この工藝もと漢土の製に摸擬せしものなり。藝園日涉云。別紅或謂二之雕紅一。卽雕漆也。僞造者曰二堆紅一。或謂二之罩紅一。俗通名二堆朱一。江戶有二楊成者一。世以レ善二雕漆一隸二于官一。余嘗問二其所業一曰。元有二張成。楊茂。周明一。家世傳二其法一。其品目頗夥。曰剔紅（紅漆爲レ地。以二硃漆一堆起二十餘層。刻二人物樓臺花卉翎毛及連環一）。曰堆紅（硃漆黑漆層層堆起。刻痕有二細黑絲一繚繞）。曰堆烏（黑漆中層層有二細紅絲一多刻作二連環一）。曰堆漆（全用二黑漆一刻作二連環及花卉一）。曰桂漿（黃漆爲レ地。以二黑漆一堆起。黑漆中有二三層細紅絲一。按席上腐談有二桂漿一）。曰紅葩綠葉（用二彩漆一刻二花卉翎毛一）。曰金絲（黃黑硃漆重疊堆起）。曰剔金（黃漆黑漆重疊堆起。罩以二黑漆一。刻二連環一差淺且漫）。此其大略也。按遵生八牋曰。宋人雕紅漆器。如二宮中用盒一。多以二金銀一爲レ胎。以二朱漆一厚堆至二數十層一。始刻二人物樓臺花草等像一。刀法之巧雕鏤之巧。儼若二畫圖一。有二錫胎者一。有二鍮地者。紅花黃地二色炫レ觀。有レ用二五色漆胎一。刻法深淺隨レ粧露レ色。如二紅花綠葉黃心黑石之類一。奪レ目可レ觀。傳レ世甚少。又等以レ朱爲レ地刻レ錦。以レ黑爲レ面刻レ花。

錦地壓レ花。紅黑可レ愛。元時有ニ張成楊茂二家一。技擅ニ一時一。但用レ朱不レ厚。漆多敲裂。若ニ我朝永樂年果園廠製一。漆朱三十六遍爲レ足。時用ニ錫胎木胎一。雕以ニ細錦一者多底用ニ黑漆一。鍼刻ニ大明永樂年製一。款文似レ過ニ宋元一。宣德時製同ニ永樂一。而紅則鮮妍過レ之。器底亦光黑漆。刀刻ニ大明宣德年製六字一。以ニ金屑一塡レ之。雲南以レ此爲レ業。奈用レ刀不レ善ニ藏鋒一。又不ニ磨ニ熟稜角一（俗稱ニ伊落雕一者）。雕法雖レ細川レ漆不レ堅。舊者尙有レ可レ取。今賤不レ足レ觀矣。有ニ僞造者一。礬朱堆起雕鏤。以ニ朱漆一蓋覆二次。用ニ愚隷家一不レ可レ不レ辨。穆宗時新安黃平沙造ニ剔紅一。可レ比ニ園廠一。花果人物之妙。刀法圓滑淸朗。奈何庸匠綱レ利。效法頗多。悉皆低下不レ堪レ入レ眼。較ニ之往日一。一合三千文價今亦無矣。何能得レ佳」とあり。又一話一言に槐記抄を引て。堆朱堆紅堆漆紅花綠葉との差別を窺ふ。いづれも時代これあるもの也。堆朱は己がほらんと思ふほと朱をぬりあげて。その漆朱をほりたるものなり。堆紅は底に朱をぬりて其上にうるしをぬりて。そむをほりて朱の處までほりつめたるもの也。又一遍は朱一遍は黃うるし一遍はくろうるしと次第にすりてそれをほれば。色々の筋が出來る。これを何なる故にか堆漆の手と云」とあり。又工藝志料に。堆朱。漆黑は傳へて云ふ。後土御門天皇の御宇京師の漆工門入と云者。始て製する所なりと。髹法は竝に支那製を摸造せし者にして。朱漆或は黑漆を以て厚く塗り。而して山水。花鳥。人物等の圖を彫刻す。又尋常の漆器に朱。綠。黑等の漆を以て花草を堆く作りて。其紋理を彫刻せる者あり。是を紅花綠葉と稱す。又堆朱と同類にして彫鑿の淺きものあり。之を波志加雕といふ。又彩漆數遍を施して（彩漆を施さゞる者もあり）。而して屈曲の文を雕る者あり。これを屈輪といふ。」慶長年間工人堆朱平十郎某といふ者あり。平十郎某は堆朱に甚巧なり。因て此の名稱あり。業を以て征夷大將軍德川家康に仕ふ。其の子孫業を以て世襲す。萬治年間堆朱楊成といふ者あり。堆朱器を作るの妙手といふ。」享保年間京師佛光寺通りに。堆朱屋治郎左衞門といふものあり。世人其の技を稱して門入の上に出づと爲す。又江戶の大工町に堆朱養淸。肥前の長崎に堆朱工藤七及勘七といふものあり。竝に皆當世の名工と稱す。京師。長崎。江戶等の工人業を傳へて今に至る」と見えたり。（カマクラボリ參看）

ツ井ナ 儺。追那。またおにやらひといふ。古今要覽稿云。那といふは。儺の音にして。なやらひとも。又鬼やらひともいへるは。今の世の追儺の事也。此事の皇國にて行なはれしは。文武天皇慶雲三年。諸國疾疫流行して。百姓多く死せるにより。始て大儺すと（續日本紀）。みえたるを始とせり。しかるに四季物語。神武天皇六年にはしまるよしみえたるは。僞作なれは論なし。日本紀には。神武天皇東征し給ふ六年に。倒語を以て妖氣をはらふ事みえたれは。此等の事によりて此年より追儺の事始れりと云しならんが。此說とり難し。河海抄には慶雲元年甲辰十二月。始て土牛をつくり。大儺を追とみえ。濫觴抄には。同二年乙巳十二月始之。或曰慶雲三年丙午始て土牛を作り大儺すと。同書にあるそ續紀と符合し。且其うへに類聚國史。小野宮年中行事。江家次第等。皆慶雲三年とあれは。三年に始れるといふを正しとせり。さて追儺の式のあらましは。禁中よりはしまり。十二月晦日の夜に行はるゝ也。此夜戌刻に官人追儺の舍人等を率て。承明門の外に候して省の處分を待（省は中務省なり）。四門に頒配す。四門は東は宣陽門。南は承明門。西は陽明門。北は玄暉門なり。亥の一尅に舍人叩レ門。其詞曰なやらふ人等率て參入と。某官親王門に候すと申。方相を首として親王以下次に隨て入。中庭に立。陰陽寮の儺祭畢て。親王以下桃の弓葦の箭。桃の杖をとりて。儺して宮城の四門を出。鬼を逐。方相は黃金四目の假面をつけ。玄衣朱裳を着る。侲子八人紺布衣を着と（延喜式）見ゆ。これ政事要略に載る圖に合り。又內裏式に。方相假風黃金四目。玄衣朱裳を着。右に戈をとり。左に楯をとり。侲子二十人紺布朱衣。末額をつく。共に殿門に入列立す。陰陽師齋郎を率て奠祭し。訖て方相先儺聲をなし。即戈を以て楯をうつ。如此する事三遍。羣臣相承和して以て惡鬼を逐て。各四門を出とみえたり。是西土にいはゆる方相氏蒙ニ熊皮一。黃金四目玄衣朱裳。執レ戈揚レ盾。帥ニ百隸一而追儺と（周禮）みえたり。是を以て考ふるに。方相の形狀裝束儺の式等も。粗舊くは皇國西土ともに同しき事しられたり。桃の弓葦の矢を用る事も。同しく西土にてもする事なり。方相秉レ鉞巫覡操レ茢。侲子萬童。丹首玄裳。桃弧棘矢。所レ發無レ臬と（東京賦）みえたり。又追儺の夜ふりつつみをもて。禁中にふる事も。中むかしより物にみえたり。いはゆるつこもりのついなに。殿上人ふりつゝみなとして。まゐらせたれは。ふりけうせさせ給と（榮花物語）みえ。歌に「九重の雲の上よりやらふなの。程に伴なふふりつゝみ哉」と（久安百首）みえたり。これ西土にもある事なり。擊レ鼓驅レ疫と（呂氏春秋冬紀）見え。逐ニ惡鬼一鼓吹と（唐志）みえたり。猶儺の式。くはしき事は延喜式。內裏式。小野宮年中行事。江家次第。年中行事秘抄等にみえたり。」續日本紀（文武天皇紀）云。慶雲三年十二月。是年天下諸國疫疾。百姓多死始作ニ大儺一。延喜式（太政官）云。凡十二月晦日儺者。中務預點ニ親王及大臣已下次侍從已上一。分ニ配諸門一。丞錄內舍人大舍人等亦同（事見ニ中務式一）。當日戌時。親王竝大臣已下。着ニ承明門外東庭幄座一。少納言辨外

ツ井ナ

記史候之依レ例行レ事(事見儀式)。又(大舍人寮)云。凡年終追儺前一日。錄二供レ事官人舍人等名一申レ省。及裝二束御殿一前進舍人十人。當日戌刻官人率二追儺舍人等一。候二承明門外一。待二省處分一頒二配四門一(東宣陽門。南承明門。西陽明門。北玄暉門)。亥一刻舍人叩レ門。其詞曰。儺人等率參入止。某官親王門候止申。即方相爲レ首。親王已下隨レ次入立二中庭一。陰陽寮儺祭畢親王已下。執二桃弓葦箭桃杖一儺出二宮城四門一(東陽明門。南朱雀門。西殷富門。北達智門)。其方相假面一頭(黃金四目)。後帔赤兩面四尺(若有損壞者內匠寮修理)。緋皂袷袍各一領緋皂單裳各一腰(料皂緋帛各一疋)。侲子八人紺布衣八領(料紺調布四端)。楯一枚(長五尺廣一尺五寸)。桙一枚(長九尺)。緋幡一流(料帛二尺)。竝納二寮庫一當レ時出用(侲子裝束度主殿寮事畢返納)。若有二破壞一申レ省受替其弓箭杖受二陰陽寮一。」又(陰陽寮)云。儺祭料五色薄絁。各一尺二寸。飯一斗。酒一斗。脯醢堅魚腹乾魚各一斤。海藻五斤。鹽五升。柏二十把。食薦五枚。匏二柄。缶一口。陶鉢六口。松明五把。祝料當色袍一領袴一腰。右預前申レ省請受。依レ件辨備。十二月晦日昏時。官人率二齋部等一候二承明門外一。即依二時尅一共入二禁中一。齋部持二食薦一安二庭中一陳二祭物一訖。陰陽師進讀二祭文一。其詞曰。今年今月今時。時上直符時上直事時下直符時下直事。及山川禁氣江河谿壑二十四君千二百官兵馬九千萬人(已上音讀)。位置衆諸前後左右。各隨二其方一諦定レ位。可レ候二大宮內一爾。神祇官宮主能伊波比奉里敬奉留。天地能諸御神等波。平久於太比爾伊麻佐布倍志登申。事別氐詔久。穢惡伎疫鬼能。所々村々爾藏里隱布留乎波。千里之外。四方之堺。東方陸奧。四方遠値嘉(オチカ)。南方土佐佐渡與里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜比。五色寶物海山能。種々味物乎給氐。罷賜移賜布所々方々爾。急爾罷往登追給登詔爾。挾二姦心一氐留里加久巨波。大儺公小儺公。持二五兵一氐追走。刑殺物曾登聞食登詔。」凡追儺料桃弓杖葦矢。令二守辰丁一造備。其矢料蒲葦各二荷。攝津國每年十二月上旬採送。」內裏式云。十二月大儺式。晦日夜諸衞依二時尅一。勒二所部一屯二諸門一。近仗陣二階下一。近衞將曹各一人。率二近衞一(左近衞五人右近衞四人)。開二承明門一先共北面。立二門內壇下一。共置レ弓登レ階開レ之將曹尙立)。訖引還。闈司二人出レ自二紫宸殿一。西居二門左右一。大舍人未レ叩レ門之先。闈司二人。各持二桃弓葦矢一(木工寮作備之)。昇レ自二南階一授二內侍一。即班二給女官一。大舍人叫レ門。闈司就レ版。奏云。儺人等率弖參入止。其官姓名等(謂親王以下參議以上)。叫レ門故爾申勅曰。萬都理禮闈司傳宣云。令二姓名等參入一。中務省率二侍從內舍人大舍人等一。陰陽寮陰陽師齋部(其數具所司式)。執二祭具一。方相(取大舍人長爲之)。著二假面黃金四目玄衣朱裳一。右執レ戈左執レ楯。侲子二十人(取官奴等爲レ之)。同着二紺布衣朱末額一

ツ井ナ

共入二殿庭一列立。陰陽師率二齋部一奠祭。陰陽師跪讀二呪文一(今按立讀之)訖。方相先作二儺聲一。以レ戈擊レ楯如レ此三遍。群臣相承和呼。以逐二惡鬼一各出二四門一(方相出二北門一)。至二宮城門外一。京職接引鼓譟而逐。至二郭外一而止」。類聚國史(七十四卷)云。文武天皇慶雲三年。是年天下諸國疫疾百姓多死。始作二土牛一大儺。」御記云延喜八年十二月二十九日。仰二大臣一。去年晦夜處々或不二追儺一。人々云。今年愁啄此依レ不レ儺二疫鬼一云。宜仰二所司一勤今儺。」小野宮年中行事云。十二月晦日追儺事。當日中務省以二分配文一付二內侍一奏之所司裝束訖亥一刻天皇出二御南殿一式不レ御二御帳內一。方相一人(取大舍人長大者爲之)。侲子二十人(取官奴等爲之)。共入列二立殿庭一(其裝束等見式文)。中務式云。凡親王以下次侍從以上。預二追儺陣一者。不レ預二元日節祿一。」源氏物語(紅葉の賀)云。三尺のみつしひと。よろひにしなくしつらひすゑて。又ちいさきやとものつくりあつめて。奉給へるを。所せきまてあそひゝろけ給へり。なやらふとていぬきかこれをこほち侍にければ。つくろひはへるそとて云々。又(まほろし)云。年暮ぬとおほすも。心ほそきに。わか宮のなやらはんに。音たかゝろへきこと。なにわさをせさせんと。はしりありき給もをかしき。御ありさまをみさらんとと。よろつに忍ひかたし。」榮花物語(月宴)云。安和二年八月十三日。御門おりさせ給ぬれは。東宮くらゐにつかせ給ぬ。御年十一なり云々。はかなくとしもくれぬれは。うへわらはにおはしませは。つこもりのついなに。殿上人ゝりつゝみなとして。まゐらせたれは。ふりけうせさせ給もをかし云々。」建武年中行事云。追儺大とねりれう鬼をつとむ。陰陽寮の祭文をもちて。南殿のへんにつきてよむ。上卿以下これを追。殿上人とも御殿の方に立て。桃の弓にている。仙華門より入て東庭をへて。瀧口の戸にいつ。こよひ所々にともし火をおほくともす。東庭。あさかれひ。たいはん所のまへ。みきりに燈臺をひまなく立てともすなり。」河海抄云。なやらふとて追儺(十二月晦日也)云々。除夜に儺を追事也。鬼やらひと云。追の字をやらふとよむなり。又儺の一字をも鬼やらひとよむ也。始レ自二禁中一[ ]予何家行レ之。」公事根源云。大寒の日。夜半に陰陽師土牛童子の像を門口にたつ。陽明。待賢門は青色の土牛をたつ。美福。朱雀門には赤色なり。談天。藻壁門は白色なり。安嘉。偉鑒門には黑色なり。郁芳。皇嘉。殷富。達智の四門には。黃色をたつるなり。青色は春の色ひんかしにたつ。赤色は夏の色南にたつ。白色は秋の色西にたつ。黑色は冬の色北にたつ。四方の門はまた黃色の土牛をたてくはふるは。中央土の色也。木火金水に土は離れぬ理あり。慶雲二年天下疫癘さかりにして。百姓おほくうせたりしかは。土牛をつくり追

儺といふ事はしまりき云々。又云。追儺三十日。けふはなやらふ夜なれは大舍人寮鬼をつとめ。陰陽寮祭文をもて南殿の邊につきてよむ。上卿以下是をおふ。殿上人とも御殿の方に立て。桃の弓あしの矢にている。仙華門より入て東庭をへて。瀧口の戸にいつ。こよひ御前に燈をおほくともす。東庭朝餉臺盤所のまへのみきりに。燈籠を隙なくたてゝともすなり。追儺といふは年中の疫氣をはらふ心也。鬼といふは方相氏の事なり。四目ありておそろしげなる面をきて。手にたてほこをもつ。又侲子とて二十人紺の布衣きたるものを卒して。内裏の四門をまはるなり云々。」羅山文集云。儺雖レ近二於戲一。而古之禮也。故聖人猶朝服而立二於阼階一。記二於周禮一。載二於漢志一。見二歷代之史集一。不レ可二勝數一。我國昔神世既雖レ有二驅レ鬼故事一。然權二輿于文武帝慶雲三年一。以降每歲行以爲レ恒。其朝廷儀式未レ及レ論焉。民間除夕到レ今所レ行者。插二杜谷樹於門戶壁間一。此國諺所レ謂比比良木是也。其葉有二稜角一如レ刺蓋禦二邪鬼一也。又爆レ豆撒二之屋內一。唱曰鬼兮外。福兮內。古人所レ云暗中信レ手。類拋擲打二著諸方鬼眼睛一。是也。按漢舊儀逐レ疫之夕。方相氏率二隸童一。設二桃弓棘矢土鼓一且射レ之。又取二赤丸五穀一。以播二灑之一。夫五穀菽豆一在二其中一。杜谷樹與二棘矢一亦不二甚遠一也。方相侲童所二唱和一。其辭八十言。令十二神食二諸惡鬼一。亦不レ過二於鬼外福內之四言一云々。」和漢三才圖會(時候部)云。侲所二以逐一レ疫。蒙二熊皮一黃金四目。玄衣朱裳。執レ戈揚レ盾。可二畏怖一也。以索二室中疫鬼一。而驅二逐之一。又云筑前太宰府觀音寺。驅儺捕二寺四傍路人一。頭蒙二鬼面一。身被二彩服一。名爲二儺鬼一。引過二殿庭一。此夜當所男女入レ寺打二是鬼一爲二驅儺一。鬼甚困極。國俗自レ古有レ之。此日觀音寺四畔無二行人一。當寺鑑眞所レ建也。又云法道仙人開基寺多在二播州一。皆修二追儺法一。見二加東郡朝光寺儺一。寺僧蒙二鬼面一被二彩服一。携二炬斧鉞錫杖等一。別被二鳥冑一。人如レ追二彼鬼一。鬼逃去。又云山州菩薩池之東北隅有レ塚。名二魔滅塚一。爲二疫鬼降伏一築レ之。勸二請貴布禰神一。蓋除夜撒レ豆也。取二魔滅之義一乎。」歲事故實云。追儺なやらふ夜は貴賤となく。大豆をうち疫鬼を追。本朝にては慶雲(按に豆を打事は慶雲の頃よりにはあらず。至て後世なり)の比よりはしまれる事なり。されとそのもとは唐土上古よりの正禮也。むかし顓頊氏に三子あり。生て身ほろひぬ。其靈疫鬼となり。一は江水にをる是を虐とす。一は若水に居す是を罔兩蜮鬼とす。一は人の宮室四隅の所に居て。人の小兒を驚す。年のあらたまるに隨ひおとろへをおひ。あたらしきをむかへんために。今夜家内の惡氣をおひしりそくるとなり。譙周か論語の注に。儺はこれをしりそくる也とあり。」和訓栞云。なやらふ。源氏にみゆ。儺のやらひなり。又なやらはんともはたらかしていへり。神代紀に逐をやらふとよめり。今鬼やらひといへり。又云。なおひ儺追の義也。尾張國國府の社なとにいへり。遠江國淡路國玉神社にも古へありし事にて。なおへ祭といひしとそ。なやらふと義通へり。正月十三日の夜。旅人を捉へ土餅を負せて逐ふなり。茅にて小人形を作りて儺に負す也。元亨釋書に。筑紫觀音寺に。正月上旬行人を捉て驅儺を行ふよしみえたり。浮屠修正の法にして神事と心得るは非なり。鬼走の條考へ看へし(以上古今要覽)。右は江家次第。雲圖抄等をはじめ。古今の書とも十數種を擧たれど。今節略して出せり。尙節分の條通はし見るべし。

ツ井ハウ　追放。(所拂。門前拂)。追放とは德川幕府の刑名なり。追放輕重あり。重追放。關八州(武藏。伊豆。相模。上野。下野。安房。上總。下總)。山城。攝津。駿河。甲斐。尾張。紀伊。堺。奈良。長崎。東海道筋。木曾路筋。」中追放。江戶十里四方。京。大阪。奈良。堺。伏見。長崎。東海道筋。木曾路筋。日光道中筋。甲府。名古屋。和歌山。水戶。」輕追放。江戶十里四方。京。大阪。東海道筋。日光道中筋。甲府。」江戶追放。江戶十里四方。但し御構の所々書付渡る。」右追放輕重とも。其者の住居せし所は。其國一ヶ國御構ひ。但し江戶追放は。江戶十里四方。竝に其居村を構ふなり。都て追放は評定所にて申渡され。其上小人目附。町同心立合にて。常磐橋外まで連行追放す。」所拂。是は居村は勿論。江戶中構なり。私領の者は居村竝に其城下計りを構ふ。但し一領支配にても他村は構ひなし。」追院。科の重きは其村。幷に江戶中を構ふ。輕きは其村中計。夫より輕きは其寺中計り構ひに成る。」追放百姓跡式。追放の百姓田畑。屋敷。諸道具是迄鈌所になりし所。向後は家諸道具丈は構ひなき旨享保二酉年六月二十九日相定る。」また士族の閏刑に門前拂あり。これは給祿を取上佩刀を褫ひ。其情實罪輕きものは城外に放ち。其佩刀を給す。其情重きものは奉行所等の門前にて追放す。」又寬政百個條に追放等の罪當をあく。則ち下に出すが如し。牢拔もの本罪より一等重可申付。但牢番人中追放。」自本罪一等輕相成候御仕置は死罪は(遠島重追放)。遠島は(中追放)。」手鎖外し致欠落候はゝ本罪より一等重可申付事。但外へ遣候者過料致欠落候もの輕追放。預り名主過料。欠落不尋出は家主重過料。」御構之地へ致徘徊候はゝ。前々より御仕置一等重可申付候事。但追放所拂等申付候處。直に居所居村へ立歸り候はゝ。御仕置不相用に付。入墨之上最初之御仕置より。一等重可申付事。」御構有之者隱置候もの。追放もの隱置候は江戶拂。江戶拂のもの隱置候は所拂。御構の地へ徘徊致候もの同斷。」追放もの立歸あばれ候はゝ死罪。」追放に成候儀不存。或は身元不糺請人に立候者過料。」遺恨を以て可火附之張

札。又は捨文致候者死罪。但火札認候もの重追放。」一惡事致候者致欠落。尋申付置候處。居所も乍存不訴出者。　江戸十里四方追放。」舅養子不孝不埒に而差戻候後。外より養子致娘は嫁合候節。先夫荷擔人催娘奪取は荷擔人頭取田畑家財取上所拂。其外過料人に疵付養父方之者訖願於申出は重追放。」隱地致候者中追放。」裁許不請者中追放。」裁判差紙不受者所拂。」裁許一旦受內證に而不用破候者中追放。」御城內に而口論之上。拾人以上敲合候もの。雙方當人重追放荷擔人敲之上江戸拂。」町人に而あばれさわがし候者敲之上所拂。但所に而あばれ候ものは。　敲之上中追放。」一遺恨を以て拾人以上徒黨致。狼藉之上に人殺候頭取獄門。但於疵付ては頭取死罪荷擔人中追放。」狼藉致諸道具損候頭取重追放荷擔人所拂。」また追放の事に就て夫々布達面あり。所見の一二を擧く。」享保七寅年追放之儀に付。書付。　科之品に依而扶持を召放候か。或は家財闕所。又者其品輕くは過料等　それ／＼に可被申付儀者勿論に候。件之惡事有之候もの領內に差置候を嫌ひ。他所へ放し遣候儀は有之間敷事に候。近年於公儀者追放もの　先は無之樣に被仰付候間。於國々所々其旨を存。　猥に追放有之間敷候。然共喧嘩抔にて雙方疵付候者歟　又侍なと品により追放被申付。却而可然趣も可有之候間。其段は格別之事に候。　右之通可被相心得候以上。二月。」寬保元酉年追放等に成候者を圍置。世話致候者之儀に付町觸。　公儀御仕置にて江戸拂。又は追放等に成候もの御構之場所に隱れ罷在候も有之樣に相聞候。　畢竟右體之者と乍存圍置或は世話致候もの有之故之儀にて。不屆至極に候間。於相顯者圍置候ものも當人同然之御仕置申付。家主五人組名主迄乍存差置候はゝ。相當之咎め可申付候條此旨可觸知者也。六月。」寬保元酉年追放等に成候ものを圍置　或は世話致し候もの。御仕置之儀に付。町觸可申候哉之儀奉伺候書付。町奉行。三木彥右衛門儀去年中之追放申付候處。　立歸罷在不屆に御座候。　依之先達而申上候通追放等に罷成候もの。御構場所に罷在候儀に付左に申上候。公儀御仕置江戸拂追放に成候者は證文申付。追放は御構場所書記相渡。右町內一類之もの共まて承候儀に候處。　御當地に隱れ罷在候もの共も有之樣に相聞申候。畢竟圍置候もの有之故。右之通にて御仕置も不相立儀に御座候間。向後追放もの等御構之場所に圍置候はゝ。當人も同樣之御仕置に申付。家主五人組名主迄右體之もの（朱書此同樣之御仕置と申上候儀は江戸拂のものを圍置候はゝ江戸拂。　追放之ものを圍置候はゝ輕追放。　中追放之者を圍置候はゝ中追放。重き追放之ものを圍置候はゝ重追放に申付候心得に而御座候）。　怪敷乍存不訴出。其分に差置候はゝ相當咎め可有之旨。　町觸申付可然可有御座候哉。前々追放もの圍置相顯候得者追放抔に罷成候得共。　唯今迄御觸有之候儀は相見不申候に付。右圍置候ものも咎め之儀諸人へ爲知置可然存候間奉伺候以上。寬保元酉年六月。」維新以後右等の刑名なし。現時退去といふ事あり。これは保安條例に依て處罰せらるゝものにて。放逐などゝは自ら異なり。今日國際法に於て國外放逐なるものあれと。之を受けたる者行く先にて其入國を拒まるゝときは。本國に護送し本國は之を拒むを得す。　故に獨逸國にては國籍を剝奪して追放すと雖も列國の非難少なからす。

ツ井フシ　追捕使は。反者等の起りし時に當りて置ける職にして。常置の者にあらさるなり。大日本史職官志に。追捕使。又稱二總追捕使一（參二取保元物語。尊卑分脈。東鑑。百錬鈔一）。掌三追二捕部內奸兇一（朝野群載）。　朱雀帝天慶中。以二右近衛少將小野好古一爲二山陽南海二道追捕使一（外記日記）　村上帝天曆中。近江越前等國。亦並置レ之（朝野群載）。　及三源賴朝討二平氏一。　奏請每國置二追捕使一。自任二六十六國總追捕使一（東鑑。愚管鈔。承久軍物語）　及三後置二守護地頭一。而追捕使之名蓋廢矣（東鑑大意）と見えたり。

ツヱ　杖。和名抄云。四聲字苑云　杖（都惠）以二竹木一爲レ之。所レ輔二老人一也。」和訓栞云。杖は衢居（ツキスヱ）の義なるべし　二字の義杖の用をいひ盡せり。」古事記（仲哀天皇の卷）に。皇后新羅を征し給ひし時。　爾以二其御杖一。衝二立新羅國主之門一。傳に御杖は書紀には所レ杖矛とあり。古の矛は種々ありて。木のかぎりにて　身無きも常なれは。其杖の如くつくなれば。即杖と云も違はす」とあれば。古代より杖を用ひられしと知らる　また閑窓隨筆に。　慶賀に杖を奉る事。　高きいやしき其へだてあらずとなん。白銀にて竹葉なんど製するも侍れと。其もとは白竹三尺を古實とす　四十は四寸。五十は五寸と。年の數にしたがひて長短あり。百歲は四尺なり。是を奉りて偕踰の沙汰もあらず。近頃林丘寺九十賀に。　上皇より杖をまゐらせ給ふとて「老の坂こえのこすなよもゝとせの。春も手にとる杖にまかせて」とあり。　是れもと支那の制度に習ひしか。杖は曲禮などにも大夫七十致仕則必賜二之几杖一。　また後漢禮儀志にも。中秋之月。案戸比民。年始七十者。授レ之以二玉杖一。長尺。端以二鳩鳥一爲レ飾。鳩者不レ噎之鳥也。欲二老人不一レ噎」とあり。明治になりても。　故老の宮中及ひ議院にて杖を免されたる者あり。」【袋入杖】之事。殿居袋に云く。　享和二戌年正月布衣以下の者。袋入杖爲持候共苦る間敷哉の旨。　日光奉行大久保內膳正被問合。附。御目見以上は袋入杖相川不苦。御目見以下可致遠慮可然旨。松平田宮被申聞候。　因に云杖相用度

節は路次惡敷節は。御城内杖相用申度旨御目附衆え斷差出可申事とあり。また嬉遊笑覽に。杖流行せし趣きを云へり云。見聞集(六)見しは今江戸にて六七年以來。高きも。いやしきも杖をつく。扨また桑の木は養生によしとて。皆人このみければ。木うり爪木をこるもの深山をわけて是を尋ね。脊中に負ひ馬につけて。江戸町へ賣にくる。當世のはやり物。よせい道具なればとて。若き人逹買とりて。炎天の道よきに杖をつき給ふと。誠に人の非閒。よの掟をもはゞからざる振舞言に絕えたり（中略）。梨の杖とはほそなり。梨をむくに頭の方よりむきて。杖をのこす法なり。人にたくへては梨の如く杖つくとも云り。爰に六七年前といへるは。慶長の末または寛永の初頃にや。かく夥しくはやりしも。ほどなくやみたるが。其後大かた竹杖なり。名護屋山三郞といふ土佐淨るり「互に深くなるとの沖に身は沈むとも。君故と心のたけの杖を突」。云々(竹杖をいひかけたり)。元隣が寶倉(三)杖の條わかくてつく人は病るか。不禮か。獵漁の爲にして。みなよからざるわざにこそ云々。世を苦竹の杖よ國につくべき榮もまたず。つかまくおもへはつくいなゝればつかず云々。一代男。若き人遊所へ行ところ。大ざうりとりに笠杖もたせ(大ざうり取は小ざうり取といふがあれば也)。諸艷大鑑(二)立髮の小者に。べんがら島の風呂敷包。竹のねぢ杖を持そへ。永代藏(四)あたら世をうかうかと送り。二十前後より無益の竹杖置頭巾。長柄の傘さしかけさせ。世上かまはず僭上男。また(五)にも同樣の町人をいふに。長柄のさしかけ傘に。竹杖のもつたいらしくともあり。かくもたする杖を餘情杖とも。化粧杖とも云ふ。天和より元祿頃迄の繪に。細杖もたする者多くみゆ是なり。色三味線(二)鵜野葭の細杖けしやうに突て(當世風の若さ男なり)鵜野葭は蘆の一種大なるもの也。津の國島上郡鵜殿村の名產なり。諸類本草蘇頌が說の。深碧色者謂三之碧蘆一とある物なり。篳篥の義嘴に用ゐるはこの蘆なり。」さて今日は老人の杖を用ふるのみならず。脫刀の制となりてより。少壯の人も杖を携ふることになれり。中には刀を仕込みたるを大和杖と稱して發賣す。一般には仕込杖と云ふ。また息杖といふは。天秤にて物を擔ふ物の用ふる杖にて。肩を息ふためなり。むかし宿驛にて駕籠をかくものにて用ひしなり。其の杖き方の響によりて。前棒の者と後棒の者と肩を替ふる合圖をなす法あり。

テ之部

テアソビ 手遊。(グワングを見よ)

テイコクギクワイ 帝國議會の始めて開かれしは。明治二十三年にあり。これよりさき。明治十四年十月十二日國會開設の勅諭ありて。明治二十三年を期し。議員を召し國會を開かせたまふべき旨を諭され。同二十二年二月十一日。紀元節を期し。憲法發布の勅語と共に憲法を發布され。同時に勅令第十一號にて貴族院令公布され。翌二十三年二月廿七日。貴族院議員選擧につき。詔勅ありて。七月十日東京上野華族會館にて同選擧を擧行す。衆議院は同年七月一日第一回通常總選擧を行ひ。次て同二十三年十月九日の勅令あり。十一月二十五日を以て。東京に召集され。同月二十九日開院式を擧行されたり。左に第一回より第十五回に至る。議會開閉月日及議長副議長の氏名を表示す。

會期	開會式	閉會式
第一回	廿三年十一月廿九日	廿四年三月八日
第二回	廿四年十一月廿六日	
第三回	廿五年五月六日	廿五年六月十五日
第四回	廿五年十一月廿九日	廿六年三月一日
第五回	廿六年十一月廿八日	
第六回	廿七年五月十五日	
第七回	廿七年十月十八日	廿七年十月廿二日
第八回	廿七年十二月廿四日	廿八年三月廿七日
第九回	廿八年十二月廿八日	廿九年三月廿九日
第十回	廿九年十二月廿五日	三十年三月廿四日
第十一回	三十年十二月廿四日	
第十二回	卅一年五月十九日	
第十三回	卅一年十二月三日	卅二年三月十日
第十四回	卅二年十一月廿二日	卅三年二月廿四日
第十五回	卅三年十二月廿五日	卅四年三月廿五日

停會	解散	議長 貴	議長 衆	副議長 貴	副議長 衆	備考
		伯伊藤博文	中島信行	伯東久世通禧	津田眞道	
	廿四年十二月廿五日	侯蜂須賀茂韶	同上	細川潤次郎	同上	
自廿五年五月十六日至同月廿二日七日間		同上	星亨	同上	曾禰荒助	
自廿六年一月廿三日至同年二月六日十五日間		同上	同上	同上	同上	曾禰辭職
自廿六年十二月十九日至同月廿八日十日間 自同月廿九日至廿七年一月十一日十四日間	廿六年十二月三十日	同上	同上 楠本正隆	侯西園寺公望	楠本正隆 安部井磐根	議長星辭職楠本代る
	廿七年六月二日	同上	楠本正隆		片岡健吉	
		侯黑田長成	同上	侯黑田長成	島田三郎	
		同上	同上	同上	同上	
自廿九年二月十五日至同年二月廿五日十日間		同上	同上	同上	同上	楠本男爵に叙し議員の資格消滅
		公近衞篤麿	鳩山和夫	同上	同上	
	三十年十二月廿五日	同上	同上	同上	同上	
	卅一年六月十日	同上	片岡健吉	同上	元田肇	
自卅一年六月七日至同年六月九日三日間		同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	
自卅四年二月廿七日至三月八日十日間 自同年三月九日至同月十三日五日間		同上	同上	同上	同上	

【貴族院】は貴族院令の定むる所に依り（一）皇族。（二）公侯爵。（三）伯子男爵各其の同爵中より選擧せられたる者。（四）國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者。（五）各府縣に於て土地或は工業。商業に付。多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して。勅任せられたる者を議員として組織せらる。明治二十二年二月勅令第十一號を以て貴族院令を。同六月勅令第七十八號を以て貴族院伯子男爵議員選擧規則を。同日勅令第七十九號を以て。貴族院多額納税者議員互選規則を。同二十七年五月勅令第五十七號を以て。貴族院多額納税者議員の補闕選擧法を。同二十三年十月勅令第二百二十一號を以て。貴族院議員資格及選擧爭訟判決規則を發布されたり。【衆議院】は選擧法の定むる所に依り。公選せられたる議員を以て組織せらる。明治二十二年法律第三號を以て。衆議院議員選擧法を制定し。同二十三年勅令第三號を以て。衆議院議員選擧法施行規則を。同五月法律第四十號を以て。衆議院議員選擧法罰則補則を公布す。同三十三年三月法律第七十三號を以て。前法を改正し。同三十四年十月三日勅令第百八十六號を以て。衆議院議員選擧法施行令を公布さる。其舊法にては選擧區域を小にし。議員數を三百人としたりしを。新法に依りて選擧區域を大にし。議員數を增して三百六十七人とし。尙選擧人及被選擧人の資格を擴張する等。改正せられたるもの頗る多し。而して第十五議會に至るまでは。議員皆解散の結果に依りて改選せられたる者のみにして。四年の任期を了りたるものなし。

テイコクダイガク　帝國大學は。東京にあるものを東京帝國大學と云ひ。京都にあるものを京都帝國大學といふ。國家の須要に應する學術技藝を教授し。及其蘊奥を考究するを目的とし。大學院及分科大學を以て構成す。教育史略云。慶應三年十月。將軍德川慶喜政を朝廷に還せしによりて。明治と改元し。大に庶政を更張す。三月先つ學習院を建てゝ文教を興す。是を新政學務の始とす。尋て大學寮代を置く。閏四月。諸公卿に令して曰く。人材の教育は最其急務たり。故に三十歳未滿の輩は。專勤學に從事し。務めて實用の學業を勉勵せよ。其才力を計りて拔擢の選に充てん。然れとも文武の學塲未建營せさるを以て。先寮代に於て講習の業を始めしむと。五月。長崎の濟美館を收め。改めて廣運館と稱し。更に學則を定む。其則國學を本科として。傍外國語學を講せしむ。又學頭を精得館に置く。六月。病院を京師に建つ。是月江戸の昌平校。醫學所。開成所。及其他の諸校を收めて。先教員を醫學所に設け。生徒を教育せしむ。是より先。病院を横濱に開き。兵士

の創痍を療す。七月。これを東京の下谷に移し。醫學所の所管とす。是月又開成所中の理化兩學の講場を分ちて。これを大阪に移し。舍密局を建つ。後化學所と稱する者是なり。八月假りに兵學寮を西京に設け。大學寮と共に諸公卿の講學場とす。又東京の舊醫學館を種痘館とし。養生所藥園と共に醫學所の所管とす。是月。昌平校を開く。九月開成校を開き。事務集議所を置く。諸校皆鎭將府に屬す。是月令して曰く。大學校を建て天下の人材を集め。文武の道を興隆せんとす。然れとも國事多端にして。未俄に其學に及ふこと能はず。仍りて皇學所。漢學所を西京に設けて。公卿諸官人をして。文學を勤勉せしめんとすと。先其規則を定む。一は國體を辨明し。名分を正しくす可し。二は漢土西洋の學。共に皇道の羽翼とす可し。抑中世以來。武門大權を執りて名分を誤る者多し。今嚴に其辨別を正す可し。三は虛文空論を禁し。着實に修行し。文武一致の教諭をなす可し。四は皇學漢學。互に是非を爭ひ。固我の偏執を禁す。五は入學の徒八歲より三十歲に至るを定限とす。其有志の輩は必しも年限を要せすと。先大學寮代を以て漢學所とし。皇學の開講は其期を延はす。十月長崎の精得館を改めて醫學校と稱し。新に規則を制し。其校費を定む。是月昌平學校を行政官の所管とす。十一月開成學校も亦之に準す。竝に知學事を置き學務を總轄す。十二月。西京の病院を軍務官に屬し。改めて治療所と稱す。是月皇學所を開きて曰く。近來皇國の學既に衰たり。外國交信の時に際し。大に國體に關係する者あり。今更に皇國學を盛大に振起せんとす。各奮發勉强して一新の朝意を奉戴し。異日國家の大用を立つ可しと。開成校は其再建の時に當りて。本校を軍營とせるを以て。駿河臺及築地等に移ししか。遂に本署を一橋門外に設く。是に至りて舊所を復し。其署を外國教師館とす。是月昌平。開成。醫學の三校に。一等。二等。三等の教授官を置く。二年正月。士民皆昌平。開成の二校に入學することを許す。開成校は英佛の兩教師を招き。學科を設け語學を正則とし。講讀を變則とす。是より先兵役相踵き。醫學所は病院を管し。常に兵士の創痍を療す。故に其所屬或は東京府となり。或は鎭將府となり。軍務官となり。昌平校となる。是月復東京府に管す。是を以て校中の體裁一定せす。英醫を以て教師となししか。遂に議を決して醫學教師を德意志に召す。尋て醫學校と改む。三月新聞紙の發行を許す。又史料編輯。及圖史校正の二局を舊和學所に置く。四月經筵を昌平校に開き。公卿諸侯中下大夫諸官人をして其講を聽かしむ。講義質問輪講會讀等は。生徒の意に隨ひ會頭を立て。相共に研究せしむ。又昌平。開成兩校の費額を定め。各入寮生徒の員を三百名とす。是月淺草の舊天文臺を廢す。五月和學所中置く所の二局を昌平校に移し。また開成校の正則科中に。德意志語學を置く。是月大阪化學所の新校成る。又數學化學幾何物理の科を。長崎の醫學校に設け。和蘭教師を招きて子弟を教授せしむ。六月。昌平校を以て大學校とし。開成醫學の兩校を管せしむ。是より先府縣の學校を檢せんか爲に別局を昌平校に建てしか。これを民部省に移して。其事務を掌らしむ。七月更に大學校の職制を定め。別當を長官とし。本校開成醫學の兩校。及病院を監督し。國史を監修し。府藩縣の制を總判せしむ。次官に大監少監ありて之を輔け。大少主簿をして文案を勘署し。出入を檢稽せしむ。乃舊教官を廢し。大博士。中博士。少博士。大助教。中助教。少助教を置き。生徒を教試し。國史を修選し。洋書を翻譯し。且病院の療治を掌らしむ。各校皆主務の課を分つ。又寮長得業生寫字生の三官を設けて。各大中少の三等に分ち。其事を掌らしむ。是に於て學校の制度大に定りて。教育の事漸其方法を得たり。尋て正權大少丞を置き。判官として校事を糺判せしむ。九月。西京の皇漢兩學所を廢し。學政は留守官をして之を掌らしむ。始めて病院洋學所を大阪に建つ。十月。衆官醫の三十歲以上を醫員とし。以下は醫學を修業せしめ。皆これを大學校に附す。十一月醫學校を大阪に開き。病院の事務を兼ねしむ。十二月大學校を改て大學と稱し。醫學校を大學東校とし。開成學校を大學南校とす。初醫學に和漢醫道の一局を置きしか。醫道に和漢洋の別ある可からさるを以て。遂に之を合一し。學科に正變兩則を設く。又兵庫の洋學校を大阪に合して。教官教師を移し。特に學校の費額を定め。盛に生徒を召集す。三年正月。西京の學務を京都府に屬す。是月。大學南校入寮生徒の年齡を十六以上二十五以下に定めて。試驗の法を立つ。二月。學則六條を制す。其一を學體とす。曰く道の體たる物として在らさることなく。時として存せさることなし。其理は則綱常にして。其事は則政刑なり。學校は新道を講して實用を天下國家に施す所の者なり。孝悌彝倫の教と。治國平天下の道と。格致究理日新の學と。是皆宜しく究竅す可き所にして。內外相兼ね。彼此相資け。所謂天地の公道に基き。知識を世界に求むるの聖旨に副はんことを要す。勉めさる可けんやと。其二を學制とす。曰く輦轂の下に大學一所を設け。府藩縣各中小の學を置く。皆大學より頒つ所の規則を遵守し。材を育し業を廣め。國家の用に供するを以て務とす。而して大學は人文の淵藪にして。德才を成就する所なり。これに入らんとする者は。必先其地方の考課を歷て。諸學漸熟して始めて輦下に貢進することを得るなり。其三を貢法とす。曰く生徒凡三十歲以下を

限り。其地方の考課を歷、知事證憑を與へ、轂下に貢進する者、これを大學生に補し。各自好む所の科業に就き、博士助教の指授を受しむ。在學三年を期とし。期滿つれは則退學し。若しくは在學中選任せらるゝ者あれは。隨ひて定額の人員を貢進せしむ。其定員の如きはこれを後議に付すと。其四を試法とす。曰く試藝對策の法を立て。春秋の二仲月、預期日を尅し、其臧否を對試し、優等甲科に登る者あらは。各其條件に就き、反覆討論を遂け、言行相符する者を判定し。狀を具し申奏し。以て廟廊の採擇に充つと。其五を學費とす。曰く府藩縣管内を。石高に應して公納せしむ。其定額はこれを後議に附すと。其六を學科とす。曰く分つに五科を以てす。教科は神教學。修身學なり。法科は國法。民法。商法。刑法。訴訟法。萬國公法。利用厚生學。典禮學。施政學。國勢學なり。理學は格致學。星學。地質學。金石學。動物學。植物學。化學。重學。數學。器械學。量度法。築造學なり。醫科は解剖學。原生學。原病學。藥物學。毒物學。病屍剖驗學。醫科斷訟法。內科。外科。及雜科。治療學。攝生法を本科とし、數學、度量、格致學、化學、金石、動植學を豫科とす。文科は紀傳學。文章學。性理學なり。又小學。中學の教則を設く。小學は子弟八歲にして學に入り。普通學を修め、十五歲にして其業を終へ、然る後に中學に入る。句讀。習字。算術。語學。地理學。兼て大學專門五科の大意を知らしむ。中學は子弟十六以上より專門學を修め。二十二歲に至り其事を終ふ、其秀俊なる者を選ひてこれを大學に貢す。故に其科目は大學の五科に同しくして、特に教法文三科の必讀書を設く。教科は古事記、日本紀、萬葉集、古語拾遺、祝詞、宣命及孝經。論語。大學。中庸。詩經。書經。周易。禮記なり。法科は令、殘律、儀式、延喜式。江家次第、三代格。法曹至要抄。及周禮。儀禮。唐六典。唐律、明律、文獻通考、大學衍義補なり。文科は五國史。三鏡。大日本史。枕草子。源氏物語、及春秋左氏傳。國語。國記。兩漢書。通鑑。文章軌範。唐宋八大家讀本なり。初土御門氏世々曆道を掌り。江戶にも亦天文臺あり。先に既にこれを廢せしに由り。是月天文曆道局を大學に設け。曆道を全括し。歲々の頒曆、一に之を其局に總ふ、又東校をして大阪の醫學校病院。及長崎の醫學校を管せしむ。是より先大學にて書籍新刻の檢査許可を管轄せしか。是月。其職を史官に移す。四月。大阪の洋學所化學所共に南校の所管となる。五月。其學則を改正し。且化學所を理學所と改む。是月。皇族。華族府藩縣に遊學して業を修むるとを許し。其規則を定む。初大學東校は軍事匆卒の際に設けたるを以て、其地卑濕汚穢なり。故に學校病院の地に非すと。是月上野に移さんことを決す。六月小學校を東京に設立し、七月、府學を西京に建つ、但大學の建つ神教學、及學則等衆論一ならす、仍りて更に學制を改正するに意あり、閉校の令を出して、悉生徒を退解せしむ、是月諸藩をして貢進生を南校に致さしむ、各藩中の才學ある者を選拔し。年十六以上二十以下を限り。大中小藩に依りて其生員を定む、又學生數人を選びて。米佛二國に留學せしむ。八月。曆道局を改めて星學局とす、是月。中學校を東京に建つ。十月大阪の洋學所を開成所と改む。是より先、理學所分れて造幣寮に屬せしか。再所管に復して其分局たり。尋て兩學を合せて新校を築く。閏十月函館の病院を東校の所管とす。十二月。同校に於て諸賣藥を檢査し、各其免狀を付與す。是月。諸學諸藝師の家塾を開く者、其地方官の許可を得しむ。初海外留學生は、外務省の所管たりしか。維新の際に當り志士を勸誘して。其選に中らしむ。官省の特權あり、各藩の適宜なり、其規則各同しからすして、才學多くは其選に適せさる者あり、是歲南校留學生の擧あり、尋て東伏見親王をして英國に留學せしむ。是より皇族、華族を始として、學士藩士盛に其學に預る、仍りて其事務を大學の全括に屬し。其規則を定めて各免狀を與ふ。且官選私願の等別を建て、留學中は共に辨務使の指令を受けしむ　四年正月南校中に德意志學の教場を設く、時普魯西教師新に來る　仍りて生徒三十名を募り、就きて其學を習はしむ。尋てこれを別黌に移す、後洋學第一校と稱す　二月、洋語漢語兩學所を外務省中に設く、是月物產園を番町に開き南校の所管とす。三月　洋語學所を東京府に設く。五月物產園を開きて衆庶の縱覽を許す、六月、大阪の開成所成る。是月　高知藩設立する所の病院を、東校の所管たらしむ、七月、大學を廢して文部省を建て、全國人民の教育衞生の事務を總理して。大中小の學校を總へ。一般の學制を創定變更し。又諸學校の廢置分合と、其新建の地位を相定し。外國教師を招致し、及海外留學生の選擢等を管掌せしむ、是に於て博士の級を進め。更に大教授。中教授、小教授の三員を其下に置き、助教に權官を設く。東南兩校共に大學の二字を去り、又星學局を天文局と改む、八月從前の官位を停め、官級を十五等とす。是月。始めて解剖學を東校に講す。德意志人其教師たり。又東京府設くる所の、中小學校。及洋語學所を文部省に屬す、更に書籍版刻許否の事務を付す。九月物產園を文部省に移して博物局とし。舊大成殿を以て。觀覽場に充つ。初教育の課。其順序に從はしめんとを欲すと雖、大中小學皆教科の書に乏しきを以て。是月編輯寮を置き。大學の語彙俗譯の兩課。及東南兩校の反譯局を寮中に移し。各課を分ちて其書を著さしめ、尋て諸校の教則を改正せすはあるへから

す。故を以て東南兩校を閉ちて、悉生徒を退かしむ。貢進生も亦廢止す。十月。兩校を開き新に生徒の俊秀なる者を募る、東校は更に本科豫科を設け、其年齢に因りてこれを分ち教へ。正變兩則の學を合す。南校は變則を廢して。正則を專にせしめ。更に學則を改定し、專門學科を開くに決せり。是月種痘舘を廢し。其事務局を學校中に置き。其術を各處にて施さしめ、與ふるに免狀を以てす。十一月。長崎の醫學廣運の二校を文部省に屬し。從前の學課を改めて。新に教則を建つ。是に於て始めて共に學校の體裁を成せりと云ふ。五年正月。廣運館を開く、英佛二學及數學の科を建つ、改定の教則に從ふなり、是月博物館を置き。其事務局を太政官に管し、墺國博覽會の出品を集む。又遂に專門學科を南校に開き。生徒を募る。其來り集る者僅二十餘人にして。選に當る者一二名に過きず、故に尋て又これを閉つ。是月出版條例十四條を頒布し、著書の新刻は必官の許可を得しめ、其成法を誹議し、人罪を誣告し、及他人藏版を私刻することを禁す、二月、初めて女學を南校中に設け。小學科に英語學を加へ、邦人英人の兩女教師、其事を分ち學る、三月、博物館を開きて四方の物品を陳列し、衆庶の縱覽を許す　是を博覽會の始とす。四月、天文局を南校中に移す。又書籍館を博物館中に設く。舊大學講堂を其場とし、舊大學及諸校藏する所の和漢洋の書籍を館中に納む　五月。師範學校を建て小學の教師たる者を徵募し。其選格に當る者を入學せしめ、米國教師をして生徒を教育造成せしむ、七月。始めて學制を頒布す。全國を分ちて大中小學區とし。五畿七道に北海道を除きて、東京。愛知、石川、大阪、廣島、長崎、新潟、青森の二府六縣を大學本部とし、各大學校を建て。並に督學局を置き、各區の學務を監督せしめ、大學區毎に各〻三十二中學區を置き。中學區毎に二百十小學區を置て。中小學校を建てしむ。是に於て先づ南校及び開成所廣運館を中學とし。第一、第四。第六學區の稱を冠らしめて校號とす。洋學第一校も亦中學區に列す、東校及大阪。長崎の三醫學も亦改て各大學區の醫學校と稱す。九月。博士を廢して學士と稱し、一等より五等に至る。教授助教は學校の大中小に因りて。各等級を異にす。又大督學。中督學。小督學の三官を設く。十月大阪醫學病院を廢し、其事務を中學に屬す　六年四月八大學區を七區に改む。前に置く所の三中學の號を改め。東京を開成學校と云ひ。大阪を開明學校。長崎を廣運學校と復稱す。開成學校の中に專門學科を開き。語學科。豫備科とし。他の兩校も亦外國語學校となす。八月新築成り。舊校を外國語學校に充て、英、佛、獨、露、清の五國語を教へ。專門科は諸藝を佛學に取り。鑛山は獨意志に取り、法理工學は之を英に採る。十月天皇幸して開校式を行ひ。十一月皇后其の授業を觀る。七年三月。外國語學校を各本部に建つ。東京は既に其設あるも。開明。廣運の兩學校は。前に佛學生徒の少きを以て其科を置かす。是に至り其名を改て外國語學校と云。愛知、廣島。新潟、宮城の四本部は共に新に設くる所なり。十年四月十二日。東京の開成。醫學二校を併せ。改て【東京大學】と稱し、英語學校を大學豫備門と云、十二年四月二十二日東京大學醫學校新築成る。十四年六月東京大學に。總理。長。教授。助教授等を置く。

【帝國大學】同十九年三月一日。勅令を以て帝國大學令を公布せらる。勅令第三號。帝國大學令。第一條。帝國大學は國家須要に應する學術技藝を教授し及其蘊奧を攻究するを以て目的とす〇第二條。帝國大學は大學院及分科大學を以て構成す大學院は學術技藝の蘊奧を攻究し分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす〇第三條。分科大學の學科を卒へ定規の試驗を經たる者には卒業證書を授與す〇第四條。分科大學の卒業生若くは之と同等の學力を有する者にして大學院に入り學術技藝の蘊奧を攻究し定規の試驗を經たる者には學位を授與す〇第五條。帝國大學職員を置　左の如し總長(勅任)。評議官。書記官(奏任)　書記(判任)〇第六條。帝國大學の總長は文部大臣の命を承け帝國大學を總轄し其職掌の要領を定むること左の如し。第一、帝國大學の秩序を保持すること。第二。帝國大學の狀況を監視し改良を加ふるの必要ありと認むる事項は案を具へて文部大臣に提出すること。第三。評議會の議長となりて其議事を整理し及議事の顚末を文部大臣に報告すること。第四。法科大學長の職務に當ること〇第七條。評議會は便宜に從ひ帝國大學若くは文部省に於て開設す評議會の議に付すへき事項左の如し。第一。學科課程に關する事項。第二。大學院及分科大學の利害の銷長に關する事項〇第八條。評議官は文部大臣各分科大學教授より各二人を特選して之に充つ〇第九條。評議官は五箇年を以て任期とす任期滿るの後時宜に依り更に勤續を命することあるへし〇第十條。分科大學は法科大學。醫科大學。工科大學。文科大學及理科大學とす法科大學を分て法律學科及政治學科の二部とす〇第十一條。各分科大學職員を置く左の如し長(奏任)。教頭(奏任)。教授(奏任)。助教授(奏任)。舍監(奏任)。書記(判任)〇第十二條。分科大學長は教授より特選して之を兼任す。分科大學長は帝國大學總長の命令の範圍内に於て主管科大學の事務を掌理す〇第十三條。各分科大學の教頭は教授より特選して之に兼任す。教頭は教授及助教授の職務を監督し及教室の秩序を保持することを掌る〇第十四條。各分科大學の教授助教授の人員は其學科の輕重及學生の員數に

テイコ

應して別に文部大臣の定る所に依る。是に於て【大學院】及【分科大學】あり。工部大學校は帝國大學に併されたり。同月九日。東京府知事渡邊洪基帝國大學總長に任せらる。四月十二日分科大學諸學科の課程を定め。法科。工科、文科。理科は。修業年限を三週年とし。醫科は四週年とす。同廿九日東京職工學校を本學に屬せらる。十月二十九日。天皇陛下行幸。構内分科大學の教室實驗室及寄宿舍醫院圖書館等御覽あらせられ。夫より帝國大學植物園内御覽あらせられたり。十一月二十九日東京府下に設置の私立法律學校。即ち專修學校。明治法律學校。東京專門學校。東京法學校。英吉利法律學校を本學の監督に付せらる。十二月十三日。相模國三浦郡三崎に。帝國大學臨海實驗所を設く。同二十年五月二十日。勅令第十三號を以て學位令を公布せらる。其學位は博士及大博士の二等にして。博士の學位は。法學博士。醫學博士。工學博士。文學博士。理學博士の五種とし。大學院に於て。定規の試驗を經たる者に之を授與し。大博士の學位は。學科の別なくして學問上特に功績ありと認たる者に之を授與するものとす。六月二十五日。文部省令を以て學位令細則を定めらる。七月七日。各分科大學卒業生は。其學科に隨ひ法學士。醫學士（藥學科卒業生は藥學士）。工學士。文學士。理學士と稱することを得せしめ。又元東京大學准醫學士及元工部大學校卒業生（工學士にあらさるもの）にして。爾來其學修せる事業に從ふ者は。帝國大學總長の認可を經て。醫學士又は工學士と稱するとを得せしむ。十月四日。勅令第五十一號の公布に依り。東京職工學校本學の所轄を解かる。同二十一年三月三十一日。勅令第十九號を以て。文部省直轄學校收入金規則を定めらる。五月四日。私立法律學校本學の監督を離る。五月二十九日。皇后陛下行啓。醫科大學第一醫院内外科婦人科眼科各患者の病床御臨視。施術室の準備等竝醫科大學及理科大學の教室實驗室等御覽あらせられたり。六月一日。東京天文臺を本學に屬せられ。内務海軍兩省所屬天象觀測及編曆の事務本學の所管と爲る。七月三十一日。是より先き本學構内に經始する所の工科大學新築成るを以て。同學を斯に移す。十月三十日臨時編年史編纂掛を置く。内閣臨時修史局廢せられ。從來同局着手の修史事業を本學に屬せられたるを以てなり。十二月二十日。是より先き本學構内に經始する所の理科大學新築成るを以て。同學を斯に移す。同二十三年五月十九日。帝國大學總長渡邊洪基。特命全權公使に轉任し。元老院議官文學博士加藤弘之。帝國大學總長に任せらる。六月十一日農科大學を增置す。勅令第九十二號を以て。東京農林學校を本學の分科大學となし。勅令第九十三號を以て。帝國大學令第十條に【農科大學】を加へられたるに依てなり。東京農林學校は。明治十九年七月二十二日。勅令第五十六號を以て。農商務省所轄駒場農學校及東京山林學校を廢し。更に設置せられたるものにして。農學校は明治七年内務省勸業寮内藤新宿出張所に農事修學場を設け。農業生を教育せしに起源し。同十年十月農學校と改稱す。十二月校舍を荏原郡上目黑村駒場野に移す。蓋し是より先き經營する所のもの成るを以て也。同十一年一月。内務卿大久保利通。其賞典祿二箇年分の金額五千四百餘圓を。準備金として同校に寄附せり。同十四年四月。農商務省農務局の所轄となる。又山林學校は。明治十五年内務省地理局に於て。樹木試驗場を北豐島郡西ヶ原村に設け。樹木に關する實驗をなせしに起源し。同十四年四月。農商務省山林局の所轄となり。同十五年十一月。東京山林學校と改稱し。同十九年四月。農學校と共に農商務省の直轄となせしものなり。七月十二日。天皇陛下行幸。工科大學及理科大學教室實驗室等御覽あらせられたり。九月十日。農科大學學科課程を定む。十月二日。地誌編纂掛を置く。是より先き九月五日。内務省地理局元地誌課の事務を。本學の管掌に屬せられたるを以てなり。十一月六日。勅令第二百六十九號を以て。帝國大學令中第十一條を改正し。其第十四條を刪除せられ。勅令第二百七十號を以て。帝國大學職員の官等を改正し其員數を定らる。同十九日。農科大學卒業生は。其學科に隨ひ農學士。林學士。獸醫學士と稱するとを得せしむ。同二十四年三月三十一日。臨時編年史編纂掛と地誌編纂掛とを合併して史誌編纂掛と稱す。七月二十四日。勅令第百三十六號を以て。更に帝國大學職員定員を。勅令第百三十九號を以て。帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令を。勅令第百四十號を以て。帝國大學教授助教授の人員を定めらる。八月十五日。法科大學學科課程を改正し。修業年限を四週年とす。同二十五年八月十八日是より先き。本學構内に經始する所の圖書館新築落成す。九月八日勅令第七十五號を以て。帝國大學令第八條及第九條を改正せらる。同二十六年三月三十日。帝國大學總長文學博士加藤弘之。願に依り本官を免せられ。文部省專門學務局長兼非職元元老院議官濱尾新。帝國大學總長に任せらる。同三十一日。是より先き本學構内に經始する所の理科大學博物學教室の一部新築成るを以て。動物學及地質學教室を斯に移す。四月十日。史誌編纂掛を廢す。本學に於ける史誌事業を停止せられたるを以て也。是月。本學構内眼科。產科。婦人科。小兒科等教室及病室新築着手に際し。將來改築すへき醫科大學教室及醫院の位置を定む。七月五日。圖書館を新築廈屋に移す。八月十日。勅令第八十二號を以て。帝國大學令第

テイコ

五條以下を改正せられ。勅令第八十三號を以て。帝國大學官制を。勅令第八十四號を以て。帝國大學教官俸給令を。同二十四日。勅令第八十八號を以て。帝國大學文部省直轄諸學校及東京圖書館高等官官等俸給令を公布せらる。九月二日。法科大學の教制を改め。從來の階級制を廢し。更に學科課程授業科目及試業規程を定む。同七日。勅令第九十三號を以て。帝國大學分科大學に於ける講座の種類及其數を定めらる。即ち法科大學に二十二講座。醫科大學に二十三講座。工科大學に二十一講座。文科大學に二十講座。理科大學に十七講座。農科大學に二十講座。合計百二十三講座を置かる。同二十八年四月一日。文科大學に史料編纂掛を置く。蓋し曩に停止せられたる史誌事業を。更めて史料編纂事業と爲し。五ヶ年を期し完成せしめんが爲なり。同十六日。法科大學分教室新築成る。同二十二日勅令第五十二號を以て。帝國大學官制中。專任教授の定員七十五人を。八十一人に改定せられ。勅令第五十三號を以て帝國大學教官俸給令中教授の本俸毎級の人員を改正せらる。又勅令第五十四號を以て。理科大學植物學の講座數を改正し。一講座を增置せらる。五月六日。千葉縣長狹郡天津町大字清澄山林三百三拾六町四反壹畝壹歩を。農科大學林學實習用として。政府より本學に交付せらる。同二十九年三月四日。相模國三浦郡三崎町小網代荒井城跡民有地九反六畝貳拾九歩と。本學の動產若干との交換を了し。該地を本學の所有とす。蓋し該城跡地たる。本學の臨海實驗所を置き。其施設を完くするに最適當なるを以て。實驗所を此地に移さんが爲めなり。四月一日。醫科大學附屬院の制を革め。主として學用施療患者を入院せしめ。臨床實驗を利便にし。病體解剖の數を增加し。病理の研究に便ならしむることとす。五月五日。勅令第百七十四號を以て。帝國大學官制中。教授。助教授等の定員を改定せらる。即專任教授を八十六人。專任助教授を三十八人とせらる。勅令第百七十五號を以て。帝國大學教官俸給令中。本俸毎級の人員を改正せられ。勅令第百七十六號を以て。工科大學機械工學應用化學及採鑛學冶金學の講座數を改正し。各一講座を增置せらる。六月二十二日。是より先き本學構內に經始する所の醫科大學附屬醫院。眼科。產科。婦人科。小兒科。皮膚病及梅毒病病室。竝工科大學應用化學採鑛冶金學教室新築落成す。九月。皮膚病及梅毒病病室を除くの外。以上の諸病室。教室等を新築廈屋に移す。十月二日。勅令第三百十八號を以て。帝國大學教官俸給令第二條。第三條。第五條。及第七條を改正し。第九條を删除せらる。十二月二十二日。天皇陛下行幸。工科大學。造船學。採鑛冶金學。應用化學教室。理科大學博物學教室。文科大學史料竝圖書館御覽あらせられたり。同三十年四月十五日。勅令第九十六號を以て。帝國大學官制中。教授。助教授等の定員を改定せらる。即ち專任教授八十六人を九十人。專任助教授三十八人を四十一人とせらる。勅令第九十七號を以て。工科大學造船學の講座數を三講座に改定せられ。同學に新たに舶用機關學の一講座を置かる。四月二十二日。勅令第百六號を以て。帝國大學教官俸給令中。教授。助教授の本俸年額等を改定せらる。勅令第百七號を以て。帝國大學及文部省直轄諸學校高等官官等俸給令を定めらる。六月十八日。勅令第二百八號を以て。帝國大學を東京帝國大學と改稱せらる。勅令第二百十號を以て。東京帝國大學官制を定めらる。勅令第二百十二號を以て。帝國大學高等官官等俸給令を定めらる。勅令第二百十三號を以て。明治二十六年勅令第九十三號中。帝國大學の上に東京の二字を加へらる。八月十六日。理科大學植物學教室を。東京帝國大學附屬植物園內に移設す。十一月六日。東京帝國大學總長濱尾新。文部大臣に任せられ。同十二日。東京帝國大學文科大學教授文學博士外山正一。東京帝國大學總長に任せらる。十二月。理科大學附屬臨海實驗所を小網代に移す。同三十一年二月二日。上總國君津郡山林千八百三十六町九反歩を。農科大學林學實習用として。政府より本學に交付せらる。三月四日。皮膚病及梅毒病病室を新築廈屋に移す。四月三十日。東京帝國大學總長文學博士外山正一。文部大臣に任せられ。五月二日。文部次官兼東京帝國大學理科大學教授理學博士菊池大麓。東京帝國大學總長に任せらる。六月十日。法科大學の授業科目及試業規程を改正し。三回の試驗を四回に改め。更に卒業試驗を施行することゝせり。十二月九日。勅令第三百四十四號を以て。學位令を改正せられ。勅令第三百四十五號を以て。博士會規則を公布せらる。三十二年七月十日。天皇陛下行幸。始めて分科大學學生卒業證書授與式に臨御あらせられたり。十月十三日。北海道石狩國空知郡富良野村山林二萬三千七百九十四町歩を。農科大學林學實習用として。本學に交付せらる。三十三年三月三十一日。史料編纂事業を更に繼續延期す。蓋し尙ほ十五ヶ年を期し。史料の修正及出版の功を完うせんが爲なり。七月十日。分科大學學生卒業證書授與式の際。皇太子殿下より特に東宮侍從を差遣はさる。東京帝國大學は。特別會計法に據り其會計を處理す。是より先き明治二十三年三月二十七日。法律第二十六號を以て。官立學校及圖書館會計法を公布せらる。即ち資金を所有し。政府の支出金資金より生する收入。授業料。寄付金及其他の收入を以て。其歲出に充つることを許し。特別の會計を立てしめられ。而して其資金は。從來所有する蓄積金。竝に政

テイコ

府より交付し。若くは他より寄付したる動產不動產。及歲入殘餘より成るものとし。交付金にして特に用途を指定したるものは。其約束に從ひ之を使用し。別に之を整理することとなれり

【京都帝國大學】明治三十年六月。勅令第二百九號を以て。京都帝國大學の分科大學は。帝國大學令第九條に依らず。法科大學。醫科大學。文科大學及理工科大學とすと定められ。同月勅令第二百十一號を以て。同大學官制を發布さる。法學博士木下廣次大學總長たり。

テイシムシヤウ　**遞信省**　は。遞信史要に云く。明治十八年十二月二十二日の創立に係り。其管理する所は當初驛遞。電信。燈臺。管船の事務(驛遞事務は郵便。爲替。貯金及驛傳事務の總稱なり。但し驛傳事務は明治二十年三月遞信省官制改正の際。之を內務。農商務兩省の監督に一任することゝ爲れり。而して二十六年十一月に至り。陸運事業監督事務の遞信省に屬せられしは。畢竟右驛傳事務一部の復舊せしものなり)なりしが(十八年太政官達第七十號)。二十四年八月。更に電話交換事務。及電氣事業。監督事務を加へられ(二十四年勅令第九十五號及同第百五十二號)。二十五年七月鐵道事務亦遞信省所管と爲り(二十五年勅令第六十七號及同第六十八號)。同年十月。郵便事務中に小包郵便事務を加へられ(二十五年勅令第五十八號)。二十六年十一月。又水陸運輸事業の監督事務を加へらる(二十六年勅令第百四十九號)。是に於て本邦交通制度略ゝ備はることを得。而して其事務全く一に歸す(二十九年三月勅令第八十七號を以て。拓殖務省を置かるゝに及び。臺灣に於ける遞信事務は。同省の管理に屬す。但し郵便及電信事務のみは。同年三月勅令第八十六號を以て遞信省の監督に屬す。同年九月同第三百九號を以て。北海道に於ける鐵道事務も。亦其管理に屬せられしが。三十年九月同第二百九十四號。乃至第二百九十六號を以て。拓殖務省を廢止すると同時に。內閣中に臺灣事務局を。內務省中に北海道局を置かれしを以て。現時に在りては。臺灣に於ける遞信事務は。臺灣事務局主管に屬し。北海道に於ける鐵道事務は北海道局主管に屬せり)。今其間に於ける本省各局及所轄官廳學校の分合廢置に關する狀況を略敍せんに。初め遞信省の設立せらるゝや。驛遞及管船事務を農商務省より。電信及燈臺事務を元工部省より承繼し。尋て本省を東京に置き(十八年十二月遞信省達第一號。及十九年一月同第一號參看)。假に之を驛遞。電信。燈臺。管船。會計。庶務の六局に分つ(十八年遞信省達第三號)。十九年二月本省官制を定められ。大臣官房及總務。驛遞。電信。燈臺。管船。會計の六局を置く(十九年勅令第二號)。三月地方遞信官々制を定め。樞要の地方に遞信管理局を置き。地方郵便及電信の業務を管理せしむ(十九年勅令第八號同第二十三號。及遞信省告示第五十五號)。四月商船學校及電信修技學校官制を定む(十九年勅令第十九號)。十一月地方郵便局及電信分局は。土地の情況に依り之を合併して。郵便電信局と爲すの方針を定む(十九年閣令第三十號)。二十年三月驛遞。電信の二局を廢して。內信。外信。工務。爲替貯金の四局を置き。郵便事務を內信。外信の二局に。爲替事務を外信。爲替貯金の二局に。貯金事務を爲替貯金局に。電信事務を內信。外信。工務の三局に屬せしむ(二十年勅令第四號)。是より地方電信分局を電信局と改稱し(遞信省告示第三十四號)。驛遞貯金預所を郵便貯金預所と改稱す(遞信省告示第六十二號)。五月電信修技學校を廢し。更に東京電信學校を置く(二十年勅令第十四號)。二十一年四月。北海道廳所轄の函館商船學校遞信省所轄に屬す(二十年遞信省告示第二百五十二號)。二十二年四月。大阪府所轄の大阪商船學校亦遞信省の所轄に屬す。之を東京商船學校に屬せしめ。東京商船學校大阪分校と稱す(二十二年遞信省告示第七十一號)。七月遞信管理局を廢して。其事務を本省竝に各一等郵便及電信局に分屬せしむ(二十二年勅令第九十六號)。二十三年三月東京電信學校を改めて。東京郵便電信學校と爲す(二十三年勅令第二十三號)。六月本省總務局を廢して。其事務を大臣官房に屬せしめ。內信。外信。工務の三局を廢して。郵務。電務の二局を置き。爲替貯金局を本省より分離して。郵便爲替貯金局と改稱し。同時に外信事務の一部を郵便爲替貯金局に。會計事務の一部(豫算及決算に關する事務)を大臣官房に屬せしむ(二十三年勅令第百十二號)。二十四年五月。函館商船學校を東京商船學校に屬し。東京商船學校函館分校と稱す(二十四年勅令第四十五號)。六月燈臺。會計の二局。及郵便爲替貯金局を廢して。郵便爲替貯金管理所及航路標識管理所を置き。航路標識事務を管船局及航路標識管理所に。會計事務を大臣官房に。郵便爲替貯金事務を郵便局及郵便爲替貯金管理所に屬せしめ。又船舶司檢所を管船所より。電話交換局を電務局より分離して。各ゝ之を獨立せしめ。電信建築事務を亦電務局より分離して。別に電信建築署を置く(二十四年勅令第九十五號。同百四十八號。乃至第百五十二號)。二十五年七月。內務省所轄の鐵道廳轉して遞信省に屬す(二十五年勅令第六十七號。及同第六十八號)。二十六年十一月。郵務。電務の二局を合して通信局と爲し。鐵道廳を鐵道局と改稱して。本省中の一局とし。又電信建築署を廢して。其事務を遞信大臣の指定したる一等郵便電

信局に屬せしむ（二十六年勅令第百四十九號。同第百五十一號。及第百五十二號）。二十九年四月東京商船學校を商船學校と改稱す（二十九年遞信省公達第百四十五號）三十年八月。鐵道局事務中作業に關する事務を分離して。別に鐵道作業局を置き。通信局を分ちて復た郵務。電務の二局とし。大臣官房中財務。調度の二課及電信燈臺用品製造所事務並に鐵道。通信兩局會計事務の一部を分離して。新に監査局を置く（三十年勅令第二百六十七號。同第二百六十八號）。故に現時（三十年）に於ける遞信事務の分配は大要左の如きものなりとす。

本省	大臣官房	機密に屬する事務。官吏の進退身分に關する事務。大臣の官印及省印の管守に關する事務。公文書類及成案文書の授受發送に關する事務。統計報告の調製に關する事務。公文書類の編纂。保存に關する事務及圖書の出納保存に關する事務を掌る
	鐵道局	鐵道の監督に關する事務及私設鐵道の免許に關する事務を掌る
	郵務局	郵便。小包郵便。郵便爲替。郵便貯金及陸運事業の監督に關する事務を掌る
	電務局	電信。電話に關する事務及電氣事業の監督に關する事務を掌る
	管船局	航路標識に關する事務。航路。船舶。海員。水運及保護海事會社の監督に關する事務を掌る
	監査局	本省所管の一般及特別會計の監査に關する事務本省所管の經費及諸收入の豫算決算並會計に關する事務。本省所管の官有財產及物品に關する事務。電信及燈臺用品の作業に關する事務を掌る
所轄官廳	鐵道作業局	官設鐵道の建設。保存及運輸業務を執行す
	郵便爲替貯金管理所	郵便爲替資金。郵便貯金を管理し及郵便爲替。郵便貯金の檢査。計算に關する事務を掌る
	郵便及電信局所	郵便。小包郵便。郵便爲替。郵便貯金及電信業務を執行す又遞信大臣の指定したる一等局に於ては電信建築事務を兼掌す
	電話交換局所	電話交換業務を執行す
	航路標識管理所	航路標識の工事及保守に關する事務を掌る
	船舶司檢所	船舶職員の試驗。水先人の試驗審問。船舶の檢査測度並に造船の工事監督に關する事務を掌る
所轄學校	商船學校	航海。運用。機關の學術及技藝を教授す
	東京郵便電信學校	郵便電信事業上須要の學術及技藝を教授す
監督官廳又は團體	海員審判所	海員懲戒事項を審判す
	鐵道會議	鐵道敷設法第十五條に揭くる事項（鐵道工事着手の順序及第一期鐵道公債）を審議し及鐵道に關する事項に就き遞信大臣の諮詢に應し意見を開申す

テイタウ 抵當。（シチ。カシカリ。タイシヤク。チシヨテイタウを見よ）

テイチム 丁年 は。賦役に充つべき男子の年齡を云ふ。徭調課丁の制廢せられてより。丁年の名目なし。明治十年徵兵令發布して。始めて丁年の名あり（成年の部を見よ）。而して同條下に記し洩したる項を左に掲ぐ。成年期は一般の行爲に付き之を規定するものにして。或特別なる行爲に付ては。所謂特別成年時期の定めあり。即ち左の如し。一。天皇及び皇太子。皇太孫に付きては滿十八年を以て成年となす（皇室典範第十三條）。二。婚姻に付きては男は滿十七歲女は滿十五歲（民法第七百六十五條）。三。遺言に付きては滿十五年（民法第千六十一條）。四。私生子の認知をなすには成年に達することを要せす（民法第八百二十八條）。

テイバウ 堤防 は。河流の暴溢するを防がむため築く所の堤をいふ。ツヽミとは土積の義なり。河水の氾濫に依て。民舍を流し。田圃を害すること。古へより然り。天平寶字六年四月丁巳。河內國狹山池堤決。以二單功八萬三千人一修造（續日本紀）。また延曆十九年冬十月己巳。發二山城。大和。河內。攝津。近江 丹波等。諸國民一萬人一。以修二葛野川堤一。（日本紀畧）など見えたる皆是なり。斯ることは幾何もあるべけれど一々記さず。大寶の營繕令に曰く。凡近二大水一有二堤防一之處。國郡司以レ時檢行。若須二修理一。每二秋收訖一量二功多少一。自レ近及レ遠。差二人夫一修理。若暴水汎溢（謂甚雨爲レ暴也。汎者浮也。溢者滿也）。毀二壞堤防一交爲二人患一者。先即修營不レ拘二時限一。應レ役二五百人以上一者（謂役雜徭也。人數已多故申送。其於二正役一者。雖レ不レ滿二五百人一理必申上。爲レ折二其庸一故也）。且役且申。若要急者軍團兵士亦得二通役一（謂二上番之兵士一也）。前役不レ得レ過二五日一（謂既是要月故不レ過二五日一。若秋收之後不三必拘二此限一。隨レ事役レ之。其雖二秋收之後一而應レ役二五百人以上一者。亦不レ得レ過二五日一也）。凡堤內外並堤上多殖二楡柳雜樹一充二堤堰用一（謂堰所二以畜レ水而流一水者也）とあり。諸國にては國司の管理にて。京師にては左京職の管理に賀茂川あり。大工事の場合には防

鴨河使などの臨時設置さへありたり。徳川幕府の時に至りては。國役金を徴して防河の費とす。國役金といふは川除の費用のみならず。外國人來聘。竝に日光法會等の時。道路修繕の費用にあつる所なり。今川除の爲に國役金を課せし條を下に擧くべし。慶長十年七月參河國矢作川水利の爲め。米津村に堀を作り。其國の役として諸士は百石に二人。農夫は一人を課す。享保五年八月。諸國堤川除或は旱損所等の普請。一國一圓を領し。又貳拾萬石以上の者は從來の如し。以下の者自普請を爲し難く。又大に普請するときは。其地の料所私領を問はず。國役を以て普請を爲すべし。但貳拾萬石以上たりとも。國を隔て分領する者の小地は。貳拾萬石以下に同し。」享保七年九月。山城國の木津川。桂川。賀茂川。宇治川。攝津。河內二个國の淀川。神崎川。中津川。大和川普請に因り。此費用額の內十分の一は官費。其餘は山城。大和。河內。和泉。攝津五个國の國役と爲し。高百石ことに金三分銀五匁を課すへし。」十月利根川。江戸川。鬼怒川。小貝川の普請を爲すに依り。武藏。常陸。上野。下野四國の料所私領社寺領を問はず。高百石に金二分銀四匁の國役を賦課し。今年十二月十日を限り上納すべし。」九年五月諸川の普請。料所或は私領のみなりとも。其費用左の定法の金高に及ふときは國役たるへし。但料所の內堤の腹附。或は出し等の破損を修繕し。及び用水圦樋普請の費用は。國役と爲す可からず。國役の賦課料所は。費用十分の一を官費とし。其の餘を國役とす。私領の願て普請を爲す分は。村高百石に金十兩を出さしめ。總費の殘分十分の一を官費と爲し。其の餘を國役と爲すへし。但し足高の分は百俵に金五兩つゝ出さしむ。是れ百石に十兩の內。五兩は地頭。五兩は百姓より出す故なり。又組合普請有る諸川の年々私領より金を出す所も國役を課すへし。國役を課すへき川の外。小川の分年々料所私領連合して。普請を爲し來れるものは。從來の如く國役を課せさるへし。貳拾萬石以上の領內は。其領に於て普請を爲すに依り。國役を課せさるへし。但貳拾萬石以上にても。分地のものは貳拾萬石以下に准し願ふとき。國役を以て普請を爲すを得。因て其領內に普請を爲さゝる時も。國役を課するに。村高百石に金二兩餘に至る時は。分て兩年に收入すへし。國役金一萬兩に至るときは。之を課する諸國の藏前入用。傳馬宿入用。六尺給米を免す。若し分て兩年に收支するときは。其の兩年分を免すへし。武藏國。利根川。荒川。烏川。神奈川。下總國。小貝川。鬼怒川。江戸川。右普請の爲め國役を武藏。下總。常陸。上野四國の合高二百八十八萬千石餘に課す。一川にても七川にても。金三千兩までは課せす。以上は之を課す。但三千五百兩以上は。此四國に安房。上總兩國の合高四拾八萬四千石餘を加て之を課すへし。下野國。稻荷川。大谷川。竹鼻川。渡良瀨川。右諸川普請の爲め國役を下野國高六拾六萬七千石餘に課す。一川にても四川にても金貳千兩までは課せす。以上なれは之を課す。但貳千五百兩以上は陸奧國の高拾萬千石餘を加て之を課すへし。駿河國富士川。安倍川。遠江國大井川。天龍川。信濃國千曲川。犀川。右諸川普請の爲め國役を駿河。遠江。參河。信濃。甲斐五个國の高百拾九萬石に課す。一川にても六川にても金五千兩までは課せず。以上なれば之を課す。越後國保倉川。信濃川。魚野川。關川。阿賀野川。飯田川。右諸川普請の爲め。國役を越後國の高八拾萬八千石餘に課す。一川にても三川にても金貳千兩までは課せす。以上なれは之を課す。但貳千五百兩以上は出羽國の高九拾貳萬石餘を加て之を課すへし。美濃國木曾川。長良川。郡上川。右諸川普請の爲め。國役を美濃。近江兩國の高百七萬三千石餘に課す。一川にても三川にても貳千兩までは課せす。以上なれは之を課す。但貳千兩以上四千兩までは美濃一國に課し。以上なれは近江國を加ふへし。」十五年十一月。去年利根川。江戸川。鬼怒川。小貝川。荒川。神流川。烏川の普請を爲したる費用は。國役を武藏。常陸。上野。安房。上總。下總六个國の料所私領社寺領等に課し。高百石に金壹分銀壹匁三分つゝ收入して。本年十二月を限り上納すへし。」十七年十一月。大井川。酒匂川普請の費用は。國役を課して之に充つへし。」同年中の制規五畿內大川の費用金壹萬兩に至るときは。國役を五畿內總國に課し。壹萬兩以內なれは川を分て近國に課すへし。○國役定法。山城國桂川。木津川。宇治川。河內國淀川。攝津國神崎川。中津川。右六川普請の費用は山城國一圓。大和國十一郡。攝津國一圓。河內國九郡。合高百拾四萬七千三百石餘に課すへし。費用金五千五百兩にして。高百石に金壹分銀拾貳匁餘なり。河內國石川大和川。右二川普請の費用は。河內國七郡。大和國四郡。和泉國一圓。合高三拾六萬八千石餘に課すべし。費用金千五百兩にして。高百石に金壹分銀八匁八分餘なり。右の如く國役を定む。料所定例の高掛物は之を免除す。明治革新の後も姑らく舊慣に仍て國役金を徵收せり。元年は諸國凶歉且民力凋弊せるを以て。これを免除し。翌年よりこれを賦課せり。二年十月民部省（諸縣に）達川々普請のこと。從來官普請自普請等。各慣行有るにより暫く舊慣に仍て處置すべし。十一月民部省達。川々國役金のこと。近年水害甚しく物價騰貴し。高掛從前の如くにては不相當なるにより。本年は高百石に金壹兩貳分つゝ。各管轄地竝に近傍萬石以下社寺領の分とも徵收して上納すべし。」四年四月十九日（民部省達）川

々堤防國役金のこと。今般治水檢査掛を派出し。規則を確定すへきにより。他日課役法を設るまて。昨年分は二年に準し。高百石に金壹兩貳分を徵收して。本年六月中に上納すへし。十二月二日曩に夫米を廢すれとも。從來此等の名を以て堤防橋梁等の修繕を爲すものは。舊に仍り收入して修繕の入費に充つへし。」七年十月十二日(內務省達)川々堤防修繕入費國役金他日改正まて。昨年分は從前納來る郡村より五年の率に準して徵收し。損地等有らは其段別竝に舊石盛に比較し。相當の減除を爲し。本年十一月中租稅寮に上納すへし。」八年二月二十日。舊幕府以來川々堤防費として徵收する國役金は。昨七年十二月卅一日を限り之を廢止す。七月八日從來夫米夫錢堤銀等。左に揭載の名稱を以て特に治水修路の爲め收入するもの。及ひ之に類似のものとも。總て廢止し。各府縣限り適宜賦課法を設くへし。但官費の分は從前給與の額より增加すへからす。夫米。壹步米。夫金。堤防費用米。大川定格夫錢。郡中割金。鄉役米。堤防其他營繕米。土木高割金。土工木役米。川役米。鄉役修補米。橋々料米。夫役米。鈌米。堤銀。七里米。竈役米。さて今日は諸國川除の費用は。地方稅を以て支辨せることとなり。

【堤防修築の方法】種々あり。古來地法の書に見えたるを下に採錄す。川除堤を築立る場所色々あり。第一川向ふ川の上下を篤と見分して。川瀨の廣狹等又近邊古堤高低をも太細をも見合せ。川上の山々へ道法を考へ。滿水の節堤何合の水に成べくや。分別して築立べし。都て堤出し等水に逆はぬやうに。少し引除て短くすること古法なり。其意は以來堤の外に洲を置せ度とき。萱出し石出し亂杭等するとき。川幅狹ければ自由にいだしがたきゆゑなり。偖堤高低厚薄等川の格好によるべし。○堤の法は川により段々あり。大法は川表七寸五分勾配。川裏五寸勾配にするは。是則常の法なり。或は川表曲尺勾配。川裏七寸五分勾配にするもあり。小川抔は今少し勾配急にする事あり。石堤砂堤などは。川表五寸勾配。川裏四寸勾配にするあり。上に犬走りを附ること宜し。偖堤築立芝を付る事古法なり。若し堤の根に河瀨掘て鈌落る所は。堤川表の下を堤なりに。四五尺掘崩し。萱端口に築立る事あり。又萱なき所は。川表の堤根へ石籠を竪にならべ。籠付にするもあり。もし竹石不自由の所は。間拔籠とて籠のあいだを二尺つゝも明て。其明へ石計付置あり。また萱竹一切なき所は。亂杭を打其杭を力にして。石計付て石腹付にするなり。堤の馬踏は妄に築て常に人馬を通行させ踏付堅むるとよし○堤のうしろに沼池等あるは大切の場なり。是は堤の根へ亂杭等を打濤除をいたし置べし。濤にて堤崩れざるためなり○新堤繩張は。築べき川表を見通し。竹を立て堤の形を繩張すべし。曲りある所は杭を打て曲りを極むべし。但し河原にても田地添にても。堤を築べき川表を見通曲りを付る所抔は。目當に笹竹を立て。其通りに水繩を引間數を定べし。堤高さは。古堤あれば夫より繼足しする所は。其古堤の高にならひ。地形の高低を能く考へ。高さを見合て極むべし。馬踏貳間。敷九間。高貳間の堤は。小川中川に用ゆ。大川には不足なり。馬踏四間。敷十八間つゝもあり。高も四間計もあり。いづれも芝堤なり。偖堤に芝付樣は。木口の繼にひかへある樣に付べし。又堤の兩方の腹へ柳をさし。笹竹などを植るもあり。大なる竹木は惡しく。夫も川幅狹き所は川表の方竹木植る事あしく。川水下へ流るゝ障りに成るゆゑ。滿水の時分川上の堤に難所出來るものなり○堤の細きを腹付とて兩腹へ土を付(あるひは片はら)堤を厚くし。堤低きを笠置とて。土を置き高くし。また堤の勾配延過たるは。下摺付をし犬走りを付るもあり。亦堤の勾配急なるは。上摺付するもあり。惣じて是等の普請は皆春の中にすべし。春は草早く生茂る故に。芝の根付も早し。堤の爲よし。古堤に竹などありて。腹付等をいたしにくきときは。結び分て土を付べし。伐取ては後生せず。殊に竹の根くされ堤の弱になる。結び分て築ときは。後必ず生す堤のためよし。鼠蛇の穴などあるは。猶以て春の中にすべし。夏秋に堤裏をすべし○堤築の土取場は。堤の裏にて取るべからず。川表の方にてとるへし。但し堤なりにとらず。堤より十間も十五間も除て丸く掘て取るべし。若土不足ならば川の方へ長く掘て取るべし。川表に土を取べき地所無ときは。堤の内二三十間も隔て取るべし。取樣は惡しき畑抔を取て。田畑の損ぜぬ樣專一とすべし。堤を築とき。砂地にて近所に眞土なき所は。先砂にて築立。其上眞土を以て厚さ壹尺餘も包芝を付べし。砂計にて置ときは。芝も付ず。殊になだれ落て越し水のとき早く崩るゆゑ也。もし遠近ともに眞土なき所は　石籠にて前後を包べし。石籠とは籠のさし渡し。壹尺七八寸位に長さ二間にても三間にても。時に依て作るべし。中へ石を隨分堅く詰込少し平めにすべし○堤を築に。萱端口とて堤の厚さ三四寸つゝならべ。丸竹の本を切尖し。一間に六本つゝ二通りに睽とさし込立。其立たる竹を圖の如く打曲て縫べし。縫やうは壹本飛に組違ひに順々に組送り。間每に横へも組て縫べし。其上へ土を薄く置踏付堅めて。また萱を厚さ三四寸つゝおき竝べ竹を立縫。また土を置竝べ此の如く段々に築立上へ土を置くべし。但し端口堤の勾配は曲尺かうばいにするなり。此堤關東筋に多し○洗堤とて。川幅狹く水中共に其の地窪の方へ水入田畑を損ず。依て中

テイハ

水を除るために堤を高く築かざる子細は。滿水のとき地高の方へ水いかり。大分の田畑を損ずるゆゑ地窪の方へ堤を高く築かずしてあらひ堤を築べし。洗堤とは。地高の方へ水いかるべき分限を考へ。滿水の時地窪の方の堤を水越べき樣に築べし。若地窪の方に大分の田畑ありて。地高の田畑少き所は。地窪の方の堤を丈夫に高く築くべし。然ば地高の方へ洗堤を築へし。洗堤は兩方ともに萱端口に築立べし。川表同樣に丈夫にすべし。また堤根を大石あるひは材木にて仕立。其の上へ石籠をひらめてならべ押にするものあり。萱端口にするときは縫竹をしげくすべし〇大水出る時堤に洩水あるを。川裏にて留るを惡しく。是は川表の堤根を。竹竿抔を以て突。穴の邊へあたれば。必す洩水濁いづるなり。左あらば其所へ萱筵芝くれ。また土俵芥以下何にても持かけ。其上へ土を置て穴を塞ぐべし。若し右の如くして穴知れざるときは。堤の馬踏の川表へ寄て箱掘を掘れは水穴知るゝ。其とき筵菰等芥を持かけ入て。土を置て踏堅め。また芥を入段々に此の如くして防ぎ留るなり。是にても水穴知ざる時は。水の洩る堤の上へ土を澤山持かけ置。水穴大きくなるに隨て。土おのづから落付理なり。勿論人を大勢集置て。ひたと千本突をすべし。油斷なき樣專一なり。如此して當分の內洩水を留置。水引て後に前にいふ如く。腹付。上揩。下揩付。腰掛(腰掛は前に云犬走りなり)等を所の宜しきに隨て致べし。若滿水にて堤防かれ。拂切なれば。其所水にて深く掘れるものゆゑ。直に築足すこと叶はす。仍て兩方とも切口を殘し。輪の形に堤を築立修復す。小川抔にて直に元の如く築立修復するもあり。大川にてもすこしの崩小切は。直に修復するものあり。場所によるべし。少の切所直に築修復するときは。切口の兩方を崩し土を取付築べし。きれるまゝにては土の取付あしきゆゑなり〇萱出し。杭出し。柵出し。籠出し。石出し。亂杭。根籠。濤除。捨杭。捨籠。小石出し等。此外にも品多し。大小は川に依べし。杭出しは杭を打て濤除にすべし。柵出しも杭出の樣に杭を打。竹にて柵を結て格子の如くするをいふ。水の淺深に依て籠の大小あり。大概籠のさし渡し一尺五六寸。長さ二間位に仕立。石を詰込。三重あるひは四重五重。また四重にても上端の籠二ッ或は三ッ竝べ。また長く出す時は二ッ繼にして繼目へ帶籠をするあり。二つ繼にすれば二間籠にて。出しの長さ四間になる。其繼目へ帶籠する。長さは出しをまへ程にして。二本帶を竝べてすべし。根籠の籠の仕立やう同じ。堤の根掘ざるために置なり。石出し。石にて堤の樣に築出すを云。小石出しは杭を打。廻りを柵に致し。中へ小石あるひは砂利を入置をいふ。捨杭蒔石(捨石ともいふ)捨籠等堤根あるひは出し先等を掘ざるためなり。籠は達瀨なれば何れも留杭を打べし〇出しをする場所色々あり。第一滿水のとき水の强く當る所を考へ。少し引下て地窪の方へいたすべし。若地高の所へいたすときは。出しの先を掘て出しの廻りへ根籠を伏。亂杭を打て出しの先掘ぬ樣にすべし。偖出しの先を川上へ向べし。川上へ向れば水淀んで洲を置ゆゑに。出しも堤も自然と丈夫になるものなり。あまり向過たるは惡し。出し十間位は二割餘もむけてよし。長出しは一割餘も向べし。又達瀨は水强當るゆゑ。川下へ向るもあり。蒔石。捨籠。捨杭は。水を淀せて水を弱するためなり。又瀨枕とて蒔石をして洲を置ためにするもあり〇田畑押鈌河原廣く中洲高くなりて。兩方の田地窪なる。依て兩方の堤岸へ橫水强く當り。何程堤を丈夫にするとも。堤根を掘り崩し。次第に川瀨廣く水筋惡しくなるなり。左やうの所は出しの長短を考へ。川上へ向て出しを築べし。此の如き所は出しも堤も年々に損ずるものなり。然ども打捨置は彌川筋惡しくなる。依て油斷なく度々修復いたすべし。尤右のごとき所は年々堤出し等を繕ひ。笠置腹付をいたし。少々つゝ出しを繼延し。五間七間つゝ見合て長く仕立べし。次第に中洲を押流し。自然に川筋能成るものなり〇牛枠は砂利川達瀨の川岸に。新田所築立。または堤切所繕ひに。百組も。百五十組も作り竝て築留るもあり。或は山川抔に水强く當る所は。此牛枠を以て水除にするもあり〇棚牛是も砂利川にもちゆ。川へ入方は川の瀨水受やうに依て早く損じて益なし。隨分水を眞直に受てよし。川の瀨替るやう專一と考へ川ふべし。棚牛仕立樣雜木を以て作り。籠を橫に入るへし。籠は常の石籠なり。所に依て幾つもこしらへ川ふべし〇川水地窪の方へ多く流れ。堤を押崩して田地損じ。地高の方は旱損するゆゑに。地高の方へ水を流したきとき。瀨枕とて蒔石をして地窪の方へ流るゝ水を弱らし。地窪へも川またより十間計も引下。水枕とて蒔石をすべし。右のごとくするときは自然と地高の方へ水多く流るゝ樣に成ものなり〇滿水の時地窪の方へ川の瀨違ひ新川本瀨となり。堤根へ川押寄るは。大切の所なり。古川へ瀨違ひいたすやうにすべし。打捨置ば次第に田畑鈌損ず。依て瀨枕亂杭を打。水を淀せ出水のとき古川へ水强く當るやうにすべし。堤根へも亂杭籠出しをいたし。若達瀨なれば籠出しへ杭を打留置べし。右の如くすれば次第に瀨直るなり〇川曲り流る所は次第に川西へより。段々に田畑を損ず。仍て古瀨の方へ水流る樣にすること肝要なり〇堰上ケの事。地高の方に田地有て川水の懸り惡き所は。堰上ケて地高の方へ水を懸べし。堰の仕やうは川水の口より川上へ斜に築立切るべし。但し出水のとき越

水にて堰の根を掘崩し、頓て切所出來ると多し。ケ樣の場所は先堰をする所を川幅程に五六間深さ一間計り掘。枝葉茂りたる竹木あるひは石を敷竝べ。其上へ葉竹萱抔を以て萱端口の如く。縫竹をし土を入築立。葉竹を腱と指込。川下の方へ打かけて押付。其上へ土をかけ地形を平にするなり。堰の上下とも三四間のあいた兩方の堤を萱端口にするか。籠にて包敷して土の崩ぬ樣にすべし。但し用水掘は木の枝の如くに付べし○大川逹瀬或は堰川上に山岩等あるは大切の場所なり。此の如き所は籠堰にすべし。川幅何十間有とも。籠の長さ四五間宛に作り。指渡し貳參尺の籠にして石を入。川上の方へ斜にひしと置竝。其籠の川上の方へ横に籠貳本ならべに枕籠を置べし。また其上へ下の籠より壹間計り短くしてひしと置竝。其先へも枕籠を少し細くして段々に細めみじかめにして。堰上べき程築上。何れも杭を打堅べし。堰の川の山岩等へ當つ水刎付る所を考へ。籠出しを貳參ヶ所もすべし。○山水谷へ落るを筧を以て田地のある方へ川水に呼。或は谷の上を水を渡し抔して田地の方へ山水を呼に。昔筧を用ふ。筧仕立かた厚さ貳寸餘。幅壹尺餘の板を以て樋を作り。上端へ桁を壹間に付四五本おくりに打付。臺にのせ。鎹にて打堅め。臺は樋の長短に仍て。柱を立貫を通し。風難のなき樣丈夫に仕立べし○溜池は山國に川水少くして。田地養がたき所に溜池あり。新規にするは水の落る所を考へ。三方山にて壹方へ堤を築立。或は貳方山。貳方堤を築立るも。落水多き所は可なり。所により山の片面へ圓く堤を築もあり。但し一方堤は水持よし。貳方堤三方堤は。落水の多き所はよし。然とも水持は壹方堤には及ず。偖堤の大小溜池の廣狹によるべし。勾配は常の如く內法をはせれりとて。土性宜しき眞土を水にてねり。土藏の荒塗をするやうに。厚さ貳參尺も塗立べし。堤の內池の地形も。千本突抔を能して踏堅め。水持の宜き樣にすべし（以上地方書類を參取す）。右普請の方法も。今日は簡易にして。堅牢なる修築方あるべし。麁朶普請なといふも近來の方法なるべし。また溜池は。崇神天皇御代以來。造り設けられし所にて。何れも農業のために。計畫せらるゝ所なり。なほ池の條を見るべし。」堤防修築に就ての實跡一二を擧くべし。秀吉の時洪水にて河州の堤切て人民難儀せし處。石田三成下知して京橋に米藏を開き。米千俵計り其堤へ運はせ。切口へ積て防き止ける。後雨止んで近邊の百姓共に土俵を丈夫に拵へ持來りて米俵と取替て行へしと觸ければ。土民共大に悅び。晝夜のさかひもなく。土俵を拵へ取替ければ。一兩日の中に念の入たる堤出來しけると也（明良洪範）。川村隨賢は諸國の水土を考ふるに精しうして大に世に勳功あり。海を築き川を掘。田畑を開發す。河內國の水を落さんとして。攝泉の堺に大和川を掘。淀川の溢を治んとして。大阪に安治川を鑿（隨賢自らの實名を安治といふ。音に呼て安治川と云とぞ）。其土砂を以て川下に新に山を築き。洪水の時高波を防除かむ爲を專らとし。且沖よりの目當とす（世に隨見山と稱せり。本名は波除山といへり）。其餘の功最少からす（菊岡沾凉云く。川村隨賢は御幕下川村氏の始祖なりと云々。江戶名所圖繪）。右隨賢か畿內治河のことは。新井白石の畿內記一册あり就て見べし。」田中丘隅酒匂川の事。相州酒匂川といふは。名におふ荒磯にして水勢甚强く。いかなる堤を築ても。一夜の中に押流す。其防難儀成所也。世々の老臣智化の奉行是に胸をくだくといへども。是を治る事不叶。萬民の愁とするは是也。井澤彌惣兵衞といふ。川方御普請功者の御勘定吟味役せし。彼井澤手際には治らぬ此酒匂川なり。依之大岡へ鈞命ありて。酒匂川の水防の事被仰付。忠相色々工夫致されしかども成就せず。今日防の堤出來候といへども。明日をまたずして夜の間におし流かす。大岡大に肺肝をなやまされけり。爰に東海道川崎の問屋場に。田中丘隅と云ものあり。此者問屋馬さしの下郎匹夫たりと云とも。幼少よりして文學を好み算勘に達し。儒業は徂徠先生の門下に遊び。名をも丘隅と付たり。黃島止三丘隅一といふ語より附たり。此者働ある事。越前守能知て。則田中を呼出し其方才覺を以て酒匂川の水防留る法も有ば。工夫仕御普請可仕旨被仰渡ける。爰に於て田中承工夫して辨慶土俵といふ事を拵へ。ごろた石を俵に入て酒匂川の內壹俵づゝ數多投入させ。酒匂川の邊の妙蓮寺といふ日蓮宗の寺へ參詣し。鎭守鬼子母神へ立願せしめ。上人を呼て祈禱をたのみ。御普請成就の事賴み上候とて。御布施金拾五兩納たり。爰に於て住持僧侶を大勢連出て。件の俵一俵へ法花の陀羅尼一卷づゝ讀入て。俵を投込〳〵しければ。經力驗有て一萬俵入て酒匂川水忽に止り。堤思ひのまゝに成就せり。陀羅尼一萬卷の經力にて成就せし故。法施堤とも。陀羅尼堤とも名付るとなり。扨其所に丘隅石碑を建たり。唐土禹王三年洪水を治め給ふに傚ひし大丈夫の男也。依之大岡大に悅び。將軍家へ申上直參に被召出。御取立有之。御代官被仰付。五萬石の支配を預る。支配勘定格にて務。大岡越前守支配たりしが。間もなく御代官格となり。御老中支配御勘定奉行觸下となり。翌年評定所にて頓死しけり。其子田中休藏とて家督仰付られ御旗本となる（一話一言）。以上堤防のことに關する一斑を擧るのみ。河水の暴

テイハ

溢を治るは。古來より緊要の事にて。能くこれに處するの術。また難しといふべし。明治二十二年大和國十津川の洪水。二十四年富山。岐阜の洪水より。連年各地の洪水田園人家を害する少からざるを以て。水利組合法。砂防法。河川法等の規則を設け各府縣をして堤防工事に盡力せしめ。其資力不足なりと認むるものは國庫補助となし。臨時急難の場合に土地物件の收用を許し。力役を賦課するの權限を。下級官廳に與ふる制度を設けたり。猶水害の部を參看すべし。

テウシ 調子。音樂の律呂のことをは。我邦にて調子と稱し來れり。類箏治要。引二義釋一曰。陽者天也。男也。陰者地也。女也。陰陽合レ德生二人倫一。故曰二調子一。また大日本史に曰く。本朝所傳樂制。五音六律。清濁輕重之法。今不レ可二得而詳一也。蓋其始受二之於隋唐一。以爲二歌調一。而後世歌調亡佚。獨存二奏調一。樂家相承。至レ今不レ失二其傳一。故其說尙有レ可レ考者。凡樂家所レ傳五調。一曰二壹越調一。二曰二平調一。三曰二雙調一。四曰二黃鐘調一。五曰二盤涉調一。配二之宮商角徵羽一加以二二聲一。曰上無調。曰下無調。配二之變徵變宮一。凡七聲」云々とあり。(十二律の條參照すべし)。歌舞品目に曰。【旋宮】これは。禮記の禮運篇に。旋て相爲レ宮と云ふについて。かく名つくるなり。十二律に五音を配すれば。六十調を生す。これ旋宮なり。又變宮。變徵をそへて。八十四調を生す。樂書要錄に其の法をあぐ。十一月。黃鐘に起り。四月中呂に終る。曰。十二宮盡二中呂一。中呂生二黃鐘一。又。起二黃鐘一終而復始と。如レ此に旋轉するによりて。旋宮と云なり。【五音】口遊に宮。商。角。徵。羽。謂二之五音一。注。今按。一越調。宮准レ君。商平調。准レ臣。角雙調。准レ民。徵黃鐘調。准レ事。羽。盤涉調。准レ物。などあり。またこの五音に二變聲を加へて七聲といふ。その旋法に二種あり。一を律旋といひ他を呂旋といふ。律旋に於る二聲を嬰羽嬰商といひ。呂旋にありては變宮變徵といふ。要するに五音といひ。七聲と稱す。これ即ち音階の構成法なり。されば本邦現時の音階は。未だ以て確固たる證據を有せざるが故に詳かに之を論じ難きものなりといへども。音樂取調掛の成績申報書に其大要を擧げ。粗ぼ其旨を得たるものあれば。今之を抄錄すべし曰く。

【本邦音階の事】我邦在來の音樂は。之を大別して二種とす。曰く雅樂。曰く俗樂。是なり。蓋し雅樂は支那傳來の音樂なり。支那の音樂に於ては宮商角徵羽と云ふとあり。之を總稱して五聲と曰ふ。是れ音樂の基礎をなすものにして。支那に於ても。其由來最も久し。然り而して支那にては音律を調するに。古來三分損益と云ふをを唱へ。日本にては順八逆六と云ふをを唱へ來れり。其大畧は左の如し。

壹越、上無、神僊、盤涉、鸞鏡、黃鐘、鳧鐘、双調、下無、勝絕、平調、斷金、壹越、

逆六 逆八 順八 順六

今音樂上の術語を以て之を說けば。順八は第五音にして。逆六は第四音に當れり。即ち順八とは五音を加ふるをにして。逆六とは四音を減するをなり。故に本邦音樂家の云ひ來りし順八逆六と云をは。五音を加へ四音を減すると同し。但し呂旋に在りては。此法を以て諸音を取り得べしといへとも。律旋にては少しく難き所あり。故に順六逆八なるものを用ふるを便とす。即ち壹越より雙調に至るは順六にして。黃鐘より壹越に至るは逆八なり。然れば則ち順六は四音を加ふるに同しく。また逆八は五音を減するに同し。」壹越。斷金。平調等の律名を用ふるは。唱歌上に演奏上に其他記譜上等に不便少からさるを以て。本掛に於ては從來(イ)(ロ)(ハ)等の假字を以て其用に供せり。即ち二者を對比すれば左の關係を有するを知るべし。

壹越	上無	神僊	盤涉	鸞鏡	黃鐘	鳧鐘	雙調	下無	勝絕	平調	斷金	壹越
ニ	井ハ	ハ	ロ	井イ	イ	井ト	ト	井ヘ	ヘ	ホ	井ニ	ニ

又宮商角等に代ふるには(1)(2)(3)等を以てせり。是れ要するに其理を同して。其用に便なるを以てなり。即ち二者を對比すれば左の如し。

宮	羽	徵	角	商	宮
1	6	5	3	2	1

抑音樂の學理上に於ては。宮商角徵羽の五聲を以て足れりとするところなりといへとも。實地家に於ては樂曲製作上なほ不完全を覺ふるにより。更に二箇の變聲を要し。」之に由て始めて音律の完全なるを得たるものとす。但し此變聲の入るべき所は甚た不定なりと雖とも。何れにせよ。變聲を要するは必定なり。蓋し呂旋に在りては。其變聲は先つ之を角より順八にとるべし。角より順八は則ち變宮なり。因て次に變徵をとる。變徵は變宮より逆六にして之を得べし。是れ本邦音樂實地家の要するところのものなり。」偖之を西樂に所謂自然長音階に比すべし。該音階にては本掛所製の調絃歌の如く。先つ(1)より(4)に至り次に(1)より(5)に至り次に(5)より(2)に(2)より(6)に(6)より(3)に(3)より(7)に至る。然れは自然長音階と日本呂旋と異なる所如何と云ふに。呂旋に在りては(4)の音程半音高し。即ち嬰第四音と爲る。是れ變宮より逆六に取りたるを以てなり。然れとも若し之を宮より順六にとらば。則

ち其第四音の正しきものを得べし。故に其相異なるところは。獨り變徵の取方のみに存せり。變徵は或は退徵に至り。第四音となることありと云へり。夫れ自然長音階と我呂旋とは。此の如くたゞ一箇不定音の異なるところあるのみとす。然り而して變徵は我音樂に出ること甚た希なり。もし此變徵の常用なるものならんには。此音のなきに苦しむべし。然れとも變徵は至て希に出るを以て。此の變徵の全く缺くるも。また理論上及び技術上敢て大なる影響なきものとせり。」自然長音階と呂旋と相等しきと。其れ此の如し。故に之に(1)(2)(3)等を記入すれば左の如し。

自然長音階	呂旋
1	宮
7	宮　變
6	羽
5	徵
	徵　變
4	
3	角
2	商
1	宮

蓋し變徵は(5)イ(♯4)ヤ(5)イの(ヤ)に當り。西樂に於ても此音は最も動き易きものゝ一とす。」次に律旋に就て述べんとす。律旋も亦宮商角徵羽を以て成れり。但し此旋法に於て先つ呂旋に異なる所は。角に在りとす。即ち律角は。呂角に比すれば一律を高くす。其調音は宮より順八にて徵をとる。徵より逆六は商となり。商より順八は羽となる。茲にて呂旋なれば。羽より角を取るべきなれども。律旋なるを以て。宮より順六に其角を求めざる可らず。律旋の五聲既に成る。然れども律旋も又五聲のみにては少しく足らざる處あり。故に嬰羽嬰商の變聲を要せり。嬰羽は角より順六に當り。嬰商は嬰羽より逆八に當る。順六逆八は律旋を調するに必要のものとす。雅樂にて箏を調ふるにも。實際順六の法を用ふると云ふ。律旋此に於て成る。今之を自然短音階に比較すべし。

自然短音階	律旋
1	宮
7	羽　嬰
	羽
6	
5	徵
4	角
3	商　嬰
2	商
1	宮

今此二音階を比較するに。自然短音階に在りては。第六音は(♭6)にして。律旋に在りては(6)なり。是れ彼此相異なる一點とす。」然るに律旋の唱歌は。理論上には羽に至るへしといへども。樂器なきときは往々(♭6)に下るを發見せり。是れ其動き易きものなる所以なり。蓋し此第六音は音階上緊切なる關係を有するものにて。第三の音短なるときは。此第六音も又短となるを常とするものゝ如し。故に呂律二旋法の自然音階に異なる所は。律旋にては(♭6)に在り。呂旋にては(♯4)にあるものにして。其變異たる。全く不定音に屬するもののみにして。大體に於ては相同しきと自ら明了なるべし。」俗是より俗曲音階に渉るべし。此音階に就ては從來研究したる者なくして。未た之を確定する能はすといへども。本掛の研究により。先其眞に近きものに據て論を立んとす。但し今日茲に其二音階を講述すべしと雖ども。未だ決して之を以て本邦内の俗曲皆歸のものとは爲すべからざるなり。」凡そ音階の研究に就て一困難は。宮たるへき音を發見するの難き是なり。西洋の如く音階の正しく確定せる所にては。此事たる甚た容易なりといへども。本邦俗曲にては未た音階の一定せざるところを發見せざるを以て。甚た之を難しとす。熟々古今を歷觀するに。我俗曲に於ても。またみな多くは宮音を以て始り。宮音を以て終るもの、如し。たとひ或は宮を以て始らさるも。宮を以て終るあり。蓋し從來研究したるところに於ては。俗曲の宮は西樂(ハ)調音階の(ロ)に當るものとす。雅樂にては順八逆六或は順六逆八の取方にて調を定むると。既に上述するが如し。俗曲もまた其理然るを信せり。俗曲中一種の音階は即ち左の如し。

(乙)

1
♭7
♭6
1
♭3
♭2
1

此音階に於ては。先つ(1)より(4)に取り。次に(1)より(5)に取り。次に(4)より更に四音上に取る。即ち(♭7)なり。次に此(♭7)より五音下にとる。即ち(♭3)なり。次に(♭3)より四音上に取る。即ち(♭6)なり。次に(♭6)より五音下に取る。即ち(♭2)なり。」音階の構成上にて調子を取れは如此なれとも。實地音樂にては更に便法に據りて諸音を調するものあり。」俗曲には此他なほ一種の音階あり。此一種に於ては前の一種に異な

るところは(5)の(b5)となるの一點のみに在り。律の取方は即ち記號を以て指示する如し、

(甲)

抑俗曲中に往々此種類のものありといへども田舍の童謠等の如き風俗歌中には、或は決して此によらずして、却て自然音階に近似せるものあり、故に斯の如き音階を以て本邦固有の音階とは爲すべからざるなり」　律は生活物の所用に屬するを以て、演奏の際自然の變化を來すは數の免れざる所にして、從來の研究によれば、其律次第に上騰するは信じて疑はざるところなり、故に今日壹越と稱する所の律も。數百年の後には「今日の斷金に等しきに至るべく、又今日の黄鐘は古昔の黄鐘に等しからざるは。唯理論上に然るのみならず。其證憑分明なりとす。然り而してたとひ音律は斯の如く變じ易きものなるも。其調子の取方に至ては千古不變なるものとす。即ち壹越の律より黄鐘の律にとるが如きは。壹越の律上騰すれば。黄鐘も亦隨て上騰すべく。其四音五音の關係を有するは。未だ曾て變ぜざるところにして。天下普通の大理なり」とあり。

テウシ　銚子は。酒器なり。其用方種々古式あることにて。伊勢貞丈の説に。三中口傳第二云。銚子は晴の時不レ出レ之。可レ用レ提。同第五。請二取御衣一事の條。酒(入レ提。銚子甕事也)云々。是東大寺へ勅使參向の時。饗應の次第を記したる所に見えたり。甕とは晴に非る常の時を云ふ也。右の文の趣にては。銚子(俗に云ふ長柄のテウシなり)は晴に用さる甕の器にして。提(俗に云ふ加へテウシ也)は晴の時に用る器也。後代の用ひ方とは異也。室町將軍の比の書には。銚子を晴とし。提は銚子の酒の減りたる時。酒を増し加る器に用ひたり。今世同レ之(安齋隨筆)。銚子の柄を包む事。本式にはなき事也。今も禁裏にては包まれずと聞及ぶ。大草流式膳部記に(京都將軍家庖丁人大草氏の記なり)云。銚子の柄包候事。當流には無候云々。魚板記に(室町殿時代の書)云。御銚子の柄包候事。殿中にはなき事なり(四季草)。兩口の銚子は略儀也。古殿中にては。片口を用られし也。魚板持參記に云。御禮の時は片口たるべし。式膳部記に云。公方様御成など。其外きつとしたる時は。片口にて參候間。口をも包む事なく候。自然片口なき時。もろ口にて候へば。口の包様有之。他流には木の葉をゆひ付など。色々の事候。一向なき事に候云々。條々聞書に云。式三獻常の御盃の時も。御銚子はかた口可レ成也。公方様にては正月五日其外節朔には。かた口の御銚子白し(白とは白めつき也。宗五一冊拔書にあり)御酒も白酒也。又私様にて片口のてうしなければ。かた〳〵の口を包む也。出陣の時も其外祝言にも。かた口の銚子可レ用云云。今の世片口の銚子絶て。皆もろ口計あり。一説に銚子の右口は。切腹の人に酒のまする時、此口より酒を出す間。常には包おくと云はあやまり也。常に切腹人の用意に口を二つ付ておくにはあらず。もろ口のてうしは大酒もりにて。客人入みだれて吞む時。右の人へも酒を盃へ入べき爲に。兩方に口を付たる也。切腹の用意にはあらず。切腹人に酒のまする時も。常のごとく。左口より酒を出す也。銚子の持様は常とかわりて。左右の手を取かへて持て逆にする也。右より酒出す事なし。右口を用るは亂酒の時計なり。」東鑑卷三十に。銚子覆レ蓋といふ事見えたり。蓋を覆ふと云は。銚子にはふた無き物也。假りに折敷などの類を。ふたにして覆ひおきたる事を云なるべし。」銚子をば一えだ二枝と云ひ。さけをば一口二口と云べし。又銚子をも一口二口ともいふべし。御てうしたてと云も。臺所にて御銚子ひさげをのせをく臺の事也。畠山式部少輔亭御成之記に。御ばんたて御てうしたてと有。御こしたてもあり。輿の臺也。御ばんたても御てうしたても。つくゑなどのやうにして。足を四本付たる臺なるへし。作り樣作法とてはあるへからす。」【蝶を結付る事】祝言の時は蝶を結付け。柄を一年の月の數ほど卷くこと。銚子提とも同じ事なり。略して蝶の代りに熨斗を結付く。瓶子にも蝶を結付くるなり。」條々聞書に。祝言の時は。瓶子の口を蝶花かたには包ます。ひしに包むと云。猶尋ぬへしとあり。是は銚子提子と。瓶子一對と。蝶形につゝめは。蝶の數四つになるなり。四の字を忌む故也。」銚子提子に。祝の時松山たち花(山たちばなやぶかうじ也)を蝶花形にそへて付る事。松はいつも色かはらず千年をも經る物也。山たち花は冬に至ても。雪霜

銚子

提子

にいたまず。實も赤く熟する物にて。二品ともにめでたき物なる故祝に用る也。」一瓶子の口。外に包様も有べきに。ひし形に包むはいかなるいはれぞといふに。菱は水草にて水底にはびこりしげり。ひしのみもかたくつよき物也。はびこりしげり。かたくつよきを祝に用る也。酒も水類の物なる故。菱の花形にて口を包む也。」銚子の柄にある星をばきくがれと云也。星の上に菊の花の紋あるゆゑ也。又かつらの星とも云也。かつらとは星の前後にかれの輪を入る也。其の輪をかつらと云(桶の輪をかつらといふに同じ心也)。其かつらのきはにある星なる故。かつらの星と云也。又つまかくしの星とも云。是は銚子をとる時手の大ゆびの爪さき。その星のかげに隱るゝ故の名也。つまかくしと云ふ詞は。妻をかくすと云に似たるゆゑ。婚禮などの時は忌む詞也(以上貞丈雜記)。銚子は銅鐵等の鑄物なり。近來の提子は。其形土瓶に似て。蓋の大さ小くなりたり。之を陶器にて造れるは。尤畧儀なるものなり。別に【チロリ】と云ふものあり。銅にて作る。三溪按するに。地爐裏燗鍋の略にてもあるべし。之を爐の灰の中に埋めて燗をなせしなるべし。湯の中に入れて酒を燗するは後の事なるべし。卑しき人の用ふるものにて。今も居酒屋にては往々之を用ふ。

テウセム　朝鮮。今日は大韓帝國といふ。古への馬韓。辨韓。辰韓とす。我國の交通は最も古く。その交渉一にして足らず。横井時冬の日本商業史にその大要を揭ぐ。左に轉抄すべし

【朝鮮開國の起原】は尤も茫邈にして信ず可らずと雖も。其國史によれば。支那唐堯の時。神人太白山の檀木の下に降る。國人立てゝ君となす。之を檀君と云。國號を朝鮮と稱し。平壤に都す。その後殷の紂王の亡ぶるや。箕子五千人を率ゐて朝鮮に避け。平壤に都し。國民に禮義。田蠶。織作を教へ。朝鮮こゝにおいて始て興る。四十代の孫否秦に屬せしが。其子準に至り。燕人衞滿の爲に逐はる。衞滿の孫右渠漢の命に從はず。武帝の爲めに亡さる。武帝其地を分ちて四郡を置く(樂浪。臨屯。玄菟。眞番)。照帝に至り。併せて二郡となし。都督府を置く。これよりさき箕準の衞滿に逐はるゝや。海を渡りて金馬郡(全羅道益山郡)に入り。韓王と稱す。これを馬韓といふ。辰韓。辨韓(辨辰又卞韓とも云)を併せて【三韓】と稱す。漢宣帝の時。赫居世辰辨諸部を征服して新羅と號す(朴氏は赫居世を始祖とし。漢宣帝の時に起り。昔氏は脫解を始祖とし。漢明帝の時に起り。金氏は奈勿を始祖とし。晉穆帝の時に起れり。これを新羅の三姓といふ)。また漢元帝の時。朱蒙靺鞨より起りて平壤に據り。高勾麗と稱す。朱蒙の子温祚また別に一國を立つ。これを百濟といふ。朝鮮は獨支那人の北部より入こみて殖民せしのみならず。素盞嗚尊。稻飯命など新羅へ渡り給ひし事。我國史にみゆれば。太古既に我邦人の東南部へ入こみて殖民せしや明かなり(太古素盞嗚尊其子五十猛神を率ゐて新羅國に到り。曾尸茂梨の地に居まし。後出雲國へ還り給ふといふ。高麗曲に蘇志摩利といふものあり。彼邦人の說によれば。開祖檀君蘇志摩利の地にて急雨に逢ひたる時の容を學びつるものなりとぞ。されば檀君は素盞嗚尊にはあらざるか。又彼邦の古書に耽羅初人あらず。神靈和氣を下し。神人化生す。高乙那。夏乙那。夫乙那と云。日本國主其三女を遣し配す。乘るに全木船を以てし。兼て五穀牛馬を備ふ。今出雲國仁田郡に伊我多氣社あり。五十猛神を祭る。和氣は五十猛神にはあらざるか)。降て崇神天皇六十五年大伽耶より使者蘇那曷叱智等を遣して朝貢す。此より大伽耶の王子阿羅斯等。新羅の王子天日槍等來朝せしが。殊に阿羅斯等の如きは崇神天皇の聖德をしたひ。遙々國をいでしも。道に迷ひて垂仁天皇の時に至り來朝せしかば。天皇其志を憐み先帝の御名をとりて【彌摩那國】の號を賜ひき。神功皇后の新羅を征し給ふや。高勾麗。百濟の二王來りて降を乞ひしかば。遂に西蕃の爲に內官家を定め給ひき。垂仁天皇の朝以來日本府を任那に置き。韓土を控制すること殆ど附庸國に於けるが如し。彼朝貢を怠れば兵を發してこれを討し。表文無禮なればこれを却く。加之孝德天皇の朝新羅の朝貢使唐服を着て來朝すれば。恣に俗を變ゆるを責めて入京を禁じ給ひ。聖武天皇の朝新羅の朝貢使來り。國名を改て【王城國】と稱すれば。勅して使者を責め其貢を却けしめ給ひしが如き。國權を張るに足れり。故に朝鮮の交通は對等國の關係にあらずして。附庸國の關係なるを知るべし。我邦の朝鮮半島を征服せし以來。彼より學術工藝を輸入して。我邦の文明を助けたるも最も多し。是朝鮮の地境支那に接近して。我よりさきに支那の文物を輸入したるが故なり。應神天皇の朝阿直岐。王仁來朝して儒學を傳へ。繼體天皇の朝五經博士段楊爾來朝し。推古天皇の朝僧觀勒。僧曇徵の徒來朝したるが如き。我邦の文學上に著しき進步を與へたるものなるべし。雄略天皇の昆支王第二子末多を寵愛し給ひて。百濟王の位に即かしめ給ひたるが如き。天智天皇の唐兵の百濟を侵すに當り。阿曇比羅夫連等を遣してこれを救ひ給ひ。百濟王子豐璋を護送して位に即かしめ給ひしが如きは。大に恩威を施して。韓人を悅服せしむるに足れり。されども彼常に我隙を窺ひたりしとは。仁德天皇の朝。高勾麗より鐵的。鐵盾を獻じ。欽明天皇の朝高勾麗また表文を烏羽に書し

て獻ぜしが如きは、皆兒戲に類すと雖も。我邦の人智開發の度を暗に試みたるが如し。唐の高宗の高勾麗。百濟を滅すや。其地悉く新羅に入る。こゝにおいて【高勾麗】は二十八王七百五年【百濟】は三十王六百七十八年にして亡ぶ。唐新羅に鷄林州大都督府を置き。王を以て大都督となす。故に新羅獨社稷を保つことを得たり。これより韓國の交通漸く疎にして。唐の交通年を逐うて開くるに至れり。新羅統一の後。北方に國を立つるものあり。これを【渤海】といふ。渤海は本粟末靺鞨にして。祚榮の父乞乞仲像保の時。長白山の東に據りてやゝ勢を得しが。大氏祚榮に至り。驍勇にして騎射をよくし。衆の爲に崇拜せらる。高勾麗の亡ぶるや。其餘衆逃れて之に投ず。こゝにおいて祚榮自ら露國王と稱し。諸郡を蠶食して武威大に振ふ。我元明天皇和銅六年。唐睿宗封じて渤海郡王とす。これより靺鞨の號を去りて專ら渤海と稱す。我元正天皇養老三年祚榮死し。子武藝立つ。武藝明君にして。益々疆域を開き。其地南は新羅に接し。東は海を窮め。西は契丹にして。五京十五府六十二州あり。肅愼。濊貊。沃沮。高勾麗。扶餘。挹婁。卒賓。拂涅。鐵利。越喜の故地を併有し。また學生を唐に遣して文物制度を學ばしめ。政府の組織は大抵唐制を摸擬せしといふ。聖武天皇の神龜四年。其臣寧遠將軍高仁義等二十四人を遣して來朝す。海上途を失し蝦夷の境にいたり。高仁義等十六人殺され。首領高齊德等八人僅に身を脫して出羽に達す。朝廷使を遣し迎へて京師に入る。天皇大極殿に御し渤海使の朝賀を受け。從六位下引田蟲麿を以て送使となし。璽書を渤海王に賜ふ。これを渤海の我邦に通ずる始とす。當時韓人の來朝するや。武庫難波の使館におきて饗應するを常とす。欽明天皇の朝高勾麗の使人の爲に。山背相樂郡に新館を造りたるが如きは例外なりとす。【朝鮮の航路】は難波津を發し博多津に泊し。肥前の埴嘉島に至り。これより道を壹岐。對馬に取りて彼に達す。支那行に比すれば遭難に罹るもの少しと雖も。船舶脆弱にして往々覆沒の禍を免れざりしが如し。孝謙天皇の朝能登(船名)の高勾麗へ航するや。其歸朝の日に當り風波暴惡にして海中に蕩ひしとき。船靈に祈りて曰く幸に平安にして國に到らば朝廷に請ひて酬るに錦冠を以てせんと。果して其事の如く平安に歸朝せしかば。朝廷これに錦冠を與へ從五位下を授け給ひき。この一事にても當時航路の艱難おもひやるべし。桓武天皇延曆年中遣新羅使を罷め給ふに至れり。この後は彼れより使を遣はすこともありしが。舊典に依らず。いと無禮の事のみ多かりしかば。其使を追還し。朝廷も亦使を遣されざることとはなりぬ。しかし彼我の貿易は絕えざりしものと見え。淳和天皇天長年中。庶民競うて資を傾け。新羅の交關物を買ひ。遠來の物を愛せしに付。太宰府に命じて禁斷せしめらる。其後宇多天皇寬平六年。新羅賊船四十五艘來りて對馬を犯しゝが如きは。貿易上大に妨害を與へたるものと云ふべし。新羅も弓裔甄萱の徒叛きて國內頗る亂れしが。遂に我醍醐天皇の御宇に至り。弓裔の臣王建諸將に推戴せられて。王位に即き。國號を改めて【高麗】と稱す。こゝにおいて新羅に代りて我に通ず。新羅は朴氏十王。昔氏八王。金氏三十七王合せて五十五王九百九十二年にして亡ぶ。圓融天皇天延年中。高麗國交易使藏人所出納國雅(姓缺く)。貨物を具し參入せしことあるを見れば。わざ〳〵朝鮮へ朝廷供御の品を買入のために遣されしものか。後一條天皇寬仁三年。刀伊賊船五十餘艘壹岐島を襲して。守藤原理忠を殺し。對馬。肥前。筑前等の海邊を抄掠す。太宰權帥藤原隆家擊ちて之を破る。【刀伊は即ち女眞】にして。賊船中高麗人の多くありしを以て。これより高麗の商人來るも貿易を許さず。刀伊來寇の爲に貿易上に大なる影響を及ぼしたりき。その後白河天皇の朝に至り。薩摩の島津。對馬の宗など彼邦へ人を遣はし貿易して利を得しが。このころは九州邊の商人も多く渡りて貿易したること彼邦の書に見ゆ。同時【渤海】も亦我に通ぜしが。淸和天皇貞觀年中渤海來朝せしにより。內藏寮蕃客と貨物を交易し。又京師の市人をして。私に交易することを聽し給ひ。又陽成天皇元慶年中渤海使來朝せしにより。內藏頭和氣彝範を遣はし。鴻臚館に於て交換せしめ給ひき。その後我醍醐天皇の御宇契丹の太祖阿保機西北方より起り自ら天皇王と稱し。四方を攻めて抄略せしが。遂に忽汗城を圍み渤海王大諲譔を降し渤海の號を改めて【東丹國】と稱す。こゝに於て渤海祚榮の王と稱せしより。十四王二百十四年にして亡ぶ。【契丹】も亦渤海の如く我邦に交通して貿易をなしたり。契丹後國號を【遼】と改む。堀河天皇寬治六年我商船の遼に渡る規則を定む。既にして遼商道言等來り事を以て相爭ひ。遂にこれを禁ず。其後嘉保年中太宰帥藤原伊房明範法師を契丹に遣し貿易せしめしより。罪を得て官位を奪はる。史上明かならずと雖。當時人民の私に渡航して貿易したるものも亦多かりしなるべし。後村上天皇の御宇高麗使を遣し海寇を禁ぜんことを請ふ。尋いで。足利義詮これを天龍寺に延き答書を與ふ。其後高麗又好を對馬の宗宗慶に通ず。こゝにおいて王氏三十二王。四百四十二年にして亡ぶ。應永五年朝鮮使を遣し海寇を禁じ。往來の舟船を通ぜんことを請ふ。義持大內義弘をしてこれに答へしむ。嘉吉三年宗貞盛朝鮮と約し毎年船五十隻を送り。米豆二萬石を得ることを約す。これより宗氏世々朝鮮の使人接待の事を掌り。我貿易

の船舶。對馬の信牌を以て證とす。宗氏の一族はじめ大内。周布。志佐。田原。菊池。島津。呼子。四天王寺。淸水寺。善光寺等の徒も亦朝鮮と約して。每年貿易船を出だす。文明五年宗貞國五十隻の外に七隻を增し。これを特送といふ。永正七年我釜山居留の民僉使李友會の虐待を怒り。薺浦居留の民と謀り。夜に乘じて釜山城を陷れ。李友會を殺し。又熊川城を陷る。朝鮮防禦使をして討ぜしむ。瓊浦居留の民この變を聞て皆對馬に還れり。こゝに於て我三浦居留の地は人影をとゞめず。朝鮮の貿易全く絕ゆ。宗氏これを將軍義植に訴ふ。義植大内義興に命じ。書を朝鮮王に贈り。通交を復することを求む。朝鮮兇徒を誅し。其首級を贈るを要す。宗氏兇徒を誅し。其首級を贈りて朝鮮の交舊に復するを得たり。されども歲遣船を二十五艘に減じ。特送を廢して。人民の居留を禁じ。唯館を薺浦に設け。使節接待の所とす。又天文十年薺浦に居る對馬のもの二百人。韓人と相鬪ふ。朝鮮大に怒り。我人民を逐て。其地に居るを許さず。義晴僧安心等を遣はし。兇徒を捕へて送り。三浦居留の地を復せんことを請ふも。彼堅く前例を取りて許さゞりき。豐臣秀吉の天正十六年九州を征服するや。宗義智。橘康廣等に命じ。朝鮮王李昖に諭し嚮導をなさしめ。明を討んとす。されども李昖明國の大なるに畏怖し命に應ぜず。遂に文祿壬辰の役となり。兵結んで解けざること七年。慶長三年秀吉薨ずるに及んで。師を班す。この間通商貿易のこと全く其の道を絕たりき(以上日本商業史に據る)。【德川氏と朝鮮】四年德川家康宗義智に命して。朝鮮と和を謀らしむ。使者歸らす。六年義智使を朝鮮に遣る。」七年朝使を遣はし和を議す。」九年朝鮮又使を遣はし和を議す。」十年義智朝鮮の使を引て京に入る。和好始めて成る。」十二年朝鮮使を遣はし。家康。秀忠に謁す。」後水尾天皇慶長十八年宗義氏歲遣船五十を復することを請ふ。朝鮮特送船を許して。歲船の數を加ふるを許さす。」元和三年八月朝鮮の使來聘す。」四年釜山日本館成る。」七年宗義成の臣宗智順を遣はし朝鮮に聘す。八年五月歸る。」九年八月幕府僧玄方を朝鮮に遣はし。家光の襲職を告ぐ。」宗義成使を朝鮮に遣はし。王の即位を賀す。」寬永六年是より先き滿州の兵朝鮮を侵す。幕府宗義成に命し使を朝鮮に遣り以て其の國難を問はしむ。」明正天皇寬永九年宗義成使を朝鮮に遣はし。德川秀忠の薨するを告ぐ。秋朝鮮使を遣はし德川氏の喪を吊ふ。」十一年大將軍德川家光宗義成に命して朝鮮馬術の士を召さしむ。義成其臣有田知繩を朝鮮に遣はし騎士を求む。騎士金貞張。李仁二人。駿馬四匹を牽き。譯官洪喜男。崔義吉と同く來る。十二年四月八代洲河岸馬場に於て其藝を覽る。殊に神妙と稱す。」十九年四月朝鮮圖書を送り。貿易の船隻を增す。」後光明天皇正保三年釜山館を修む。」慶安二年五月宗義成を朝鮮に遣はし喪を吊ひ物を贈る。是歲朝鮮王李倧卒するを以ての故なり。」四年四月德川家綱征夷大將軍を繼く。朝鮮使者を遣はして之を賀す。」後西院天皇明曆元年七月朝鮮人來聘し。日光廟を拜し。扁額を獻す。」萬治元年宗義眞使を朝鮮に遣はす。宗氏又書を朝鮮に遣はす。釜山館を移さんことを求む。」二年宗義眞使を朝鮮に遣はす。」靈元天皇寬文三年朝鮮五島の漂民を送る。」六年伯耆民朝鮮に漂到す。」七年筑前民朝鮮と密商し。事覺れ刑に處せらる。」十一年播磨民朝鮮に漂到す。」延寶四年豐前民朝鮮に漂到す。」七年正月朝鮮人薩摩に漂着す。」八年五月宗義眞使を朝鮮に遣はす。」天和二年朝鮮使を遣はし種々の遣船を除んことを請ふ。」三年四月宗氏館を朝鮮草梁に建つ。」東山天皇元祿二年朝鮮人參を貿易するを禁す。」九年朝鮮人蝦夷に漂着す。」十三年十月草梁館を修す。」中御門天皇正德元年宗氏朝鮮と議して犯奸律令を定む。」十二月朝鮮人來聘して方物を獻す。朝鮮の馬術を演す。」三年我民朝鮮に漂到す。」享保元年對馬の人潛に朝鮮と貿易す。刑に處す。」四年十月大將軍德川吉宗朝鮮人の射藝を觀る。」九年秋朝鮮の使對馬に來る。」十年宗義誠に命して。朝鮮王の即位を賀せしむ。」櫻町天皇元文三年夏朝鮮使を遣はし來らしむ。」桃園天皇寬延元年朝鮮人來聘す。」寶曆五年朝鮮饑う。幕府金壹萬兩を贈り之を恤む。」後櫻町天皇寶曆十三年朝鮮使を遣はし德川家重の喪を吊ふ。」明和元年二月朝鮮人來聘す。」對馬宗某朝鮮人參を獻す。之を日光山に植う。」七年朝鮮人駿河に漂着す。」光格天皇文化二年始て朝鮮の使に對馬に接す。後ち著して例となす。」十二年朝鮮饑う。米一萬苞を給し之を賑はす。」十三年秋又米一萬石を贈り。朝鮮の饑を賑はす。」仁孝天皇文政九年朝鮮人長門に漂着す。」十年三月朝鮮人隱岐に漂着す。」十月朝鮮の民五島に漂着す。」十一年十二月朝鮮の民丹後に漂着す。」十二年正月朝鮮の民出雲に漂着す。」十一月朝鮮の民長門に漂着す。」天保元年正月朝鮮の民肥前に漂着す。」三年二月朝鮮の民五島に漂着す。」五年十一月朝鮮の民肥前に漂着す。」朝鮮登らす。王宮災あり。金一萬兩を贈り之を賑はす。」【明治維新後朝鮮との關係】今上天皇明治元年三月二十三日宗義達に命して。大政維新を朝鮮に報ぜしむ。六年八月十八日外務大丞花房義質を朝鮮に遣し。舊嚴原藩の貿易を罷むることを報じ。少錄一員を釜山の草梁館に駐在せしむ。是を本省官吏を釜山に置くの權輿とす。七年十二月二十八日是より先外務省六等出仕森山茂再び朝鮮に至り。舊東萊府使鄭顯德。訓導安俊

テウセ

卿等數輩我聘使を阻拒するの狀を得たり。乃ち東萊府使朴齊寛。訓導玄昔運と書契改作を約して還り報す。是日茂を以て理事官と爲し。朝鮮に使せしむ。」八年十月三日是より先き我雲揚艦（艦長海軍少佐井上良馨）朝鮮海に航し。將に清國牛莊に赴かんとす。薪水を江華島に取り。守兵の砲擊する所と爲る。我兵攻めて砲臺を拔き。其城を火く（敵兵死者三十五人。我水夫二人傷つき。一人遂に死す。事は九月二十日にあり）。是日之を海内に布告す。尋て軍艦一隻を釜山浦に遣し。以て我在館人の不虞に備ふ。」十二月九日森山茂の朝鮮に至るや。訓導玄昔運前約を變し。細故を論し曠日彌久。遂に要領を得すして歸る。蓋し戊辰以來遣使數回彼常に拒みて受す。近日又江華島の事あり。是に於て陸軍中將兼參議黑田清隆を以て特命全權辨理大臣と爲し。議官井上馨を以て副大臣と爲し。朝鮮に赴き修好の事を議し。且江華島の擧を判理せしむ。陸軍少將種田政明。中佐樺山資紀。外務大丞宮本小一。權大丞森山茂。野村靖。開拓少判官安田定則。幹事小牧昌業等之に從ふ。九年二月十二日辨理大臣黑田清隆。副大臣井上馨。朝鮮國江華府に抵り。判中樞府事申櫶。都總府副總管尹滋承に會し。其我か聘使を拒み及江華島の砲擊の事を問ふ。申櫶等分疏して服せす。是日清隆等復た之を論難す。申櫶遂に前議を更めて。專ら修好の意を陳す。清隆乃ち修好條規草案を示し訂約互換を議し。十日を限りて報答せしむ。二十七日朝鮮國申櫶等報期を過きて未た到らす。辨理大臣黑田清隆屢之を督促す。申櫶遂に我言に從ふ。是日清隆及ひ井上馨。申櫶。尹滋承と修好條規を交換し。且議政府の謝狀を收む。是に於て即日纜を解き。外務大丞宮本小一等を留めて後事を議せしむ。三月五日特命全權辨理大臣黑田清隆。副大臣井上馨朝鮮より至る。天皇太政官代に臨み。復命を聽き詔して其使命を全くせしを賞す。二十二日朝鮮修好條規を布告す。」六月一日朝鮮修信使禮曹參議金綺秀至る。是日綺秀朝見し方物を上る。」十月十四日朝鮮國修好條規附錄及ひ貿易規則等を布告し。民庶の釜山港に赴きて互市するを許す。」十二年三月十四日代理公使花房義質を遣し。元山仁川開港の事を議せしむ。」十三年一月二十八日朝鮮修好條規に據り。本年五月を以て元山津を開くを布告す。」八月三十日朝鮮修信使禮曹參議金宏集來る。是日朝見す。」十五年七月二十三日朝鮮の亂民黨をなし。我公使館を襲ふ。公使花房義質其支ふへからさるを知り。館員二十八人を率ゐ。正門を出て敵數十人を斃し。血路を開きて王宮に赴かんとす。既にして南大門に至れは鐵扉嚴鎖外より開くを得す。公使意を決して仁川に到る。亂民追擊府兵亂氏に應す。公使等踊躍奮進濟物浦に到り。小舟を得て海上に浮ひ。終に歸國の事に決す。會々英國測量船飛魚號の南陽灣にあるを認む。即ち國旗を竿頭に揭け目標とす。船近つくに及ひて船長國旗を認め。小蒸滊船を下し。公使等を乘せて本船に移らしめ。直に錨を拔て長崎に達す。即東京に電報し事變の概畧を外務省に稟す。外務卿井上馨山口縣赤間關に出張し。直に公使に訓令し再ひ京城に赴かしむ。八月十日公使馬關を發し。十六日京城に達す。二十日國王に進謁し承命辨事の趣旨を面陳し。三日を期し決答あらんことを約す。其二日に至り領議政書を寄せて曰く。別に王命あり他處に赴任す。本件は[illegible]來の後之を議せんと。公使其邦交を蔑視し使命を辱めるを怒り。奏草一本を作り。國王に呈し。袂を揮て京城を發し。濟物浦に到り乘船す。領議政書を致して之を止め。重ねて商辨の地を爲すを望むの情あり。依て兩日間船を停め。其來議を待つ。是に於て國王更に李裕元。金宏集を正副全權公使と爲し。船に就きて事を議せしむ。二十八。二十九の兩日にして商辨全く了る。三十日其條約に調印し。十月三十一日其批准書を交換す。」十一月六日外務大書記官竹添進一郎を辨理公使に任し。朝鮮に駐在せしむ。」十七年十二月四日朝鮮京城郵政局の開業に際し。暴擧を企つる者あり。火を近傍の家屋に放ち。大臣閔泳翊を傷け。其災延いて王宮に及ふ。我辨理公使竹添進一郎國王の請により兵を率ゐて王宮を護衞す。六日清兵韓兵と共に王宮を襲ふ。我兵擊て之を退く。後國王大妃に侍するを欲し。後門の外に出つ。公使乃ち兵を率て公館に歸る。是より先き清韓の兵我公館に迫る。我兵又擊て之を退く。敵又我南山の營を燒き其糧食を掠む。公使乃ち意を決して仁川に退き。急を本邦に報す。二十一日參議兼外務卿井上馨を特命全權大使に任し。朝鮮に派遣し其事を處辨せしむ。十八年一月大使の朝鮮に到るや。朝鮮政府金宏集を全權大臣に任し。議政府に於て大使と對話せしむ。一月七日。八日の兩日を以て談判を決了し。兩國の交際を妥定するを得たり。九日條約書に調印す。十一日大使京城を發し。十九日歸朝す。」五月四日朝鮮國漢城を開市場と定むる旨を告示す。」四月十八日天津條約成り。朝鮮駐兵を引擧ぐ。」六月三十日辨理公使竹添進一郎の朝鮮在勤を免す。」二十年八月六日外務省記錄局長近藤眞鋤を代理公使に任し。朝鮮に駐在せしむ。」已にして明治二十二年防穀令事件あり。時の公使大石正己之に交渉す。同二十六年同國に東學黨なるもの起り。國內騷亂し。二十七年に入りて總理大臣閔泳駿は清國に出兵を求め。同國出兵の事あり。我政府は同年六月四日以來閣議を開き協議の結果天津條約に依り。歸朝中の特命全權公使大島圭介を赴任せしめ。且つ軍隊を伴はしめ。

同年六月二十八日を以て大鳥公使は同國政府に向ひ先づ【朝鮮は果して獨立なる乎】の照會を發し決答を促し、その決答を得て。次に七月三日【秕政改革の勸告】を照會し。五ヶ條の改革案を提起す。同政府は初めこれを承諾せしが。同月十八日に公文を以て改革の承諾を取消し。更に帝國軍隊の撤退を請求せしが。大鳥公使は肯ぜず。遂に同月二十三日公使參內の途上朝鮮兵は之に發砲し。我擊て之を退け、公使は參內してその改革を拒みたるは。閔族及李鴻章。袁世凱等の意見に出しをたしかめ。同時に大院君參內して一切の政務を大院君に託され、改革に關する國王の勅諭は七月二十四日を以て發布され。韓淸條約は廢棄され。淸兵の斥攘となり。七月二十五日同政府は帝國軍隊に委囑し。牙山の淸兵斥攘となり。同二十九日成歡の役に於て之を擊退し。遂に二十七八年度日淸の戰爭となれり（シナ參看）。八月二十六日大鳥公使と朝鮮外務大臣金允植との間に。日韓攻守同盟訂約され。十月十四日內務大臣井上馨特命全權公使に任ぜられ朝鮮駐劄を命ぜられ。赴任す。星亨外數名顧問として聘せらる。二十八年七月十九日。陸軍中將三浦梧樓特命全權公使に任ぜられ。朝鮮駐劄を命ぜらる。十月四日公使井上馨歸朝し在韓中の事情を具奏す。尋て朝鮮駐劄を免ぜらる。同月八日朝鮮大院君訓練隊第二大隊に擁せられ王宮に入り改革を行ふ。王妃殺さる。駐韓公使三浦梧樓等其密謀に關かりしと云。十八日公使三浦梧樓。書記官杉村濬等歸朝を命ぜらる。政務局長小村壽太郎朝鮮公使に任ず。岡本柳之助。國友重章等四十餘名退韓を命ぜらる。八日亂に關するを以てなり。二十九年一月二十日三浦梧樓等以下朝鮮事件に關係したる被告人悉く免訴宣告をうく。二月二日朝鮮京城に發亂あり。總理大臣金宏集殺され。金炳始これに代りて內閣を組織す。國王露國公使館に幸す。二十九年十一月九日朝鮮政府京釜鐵道布設を拒絕する旨を通知し來る。其公文を突返す。三十年十月鎭南浦。木浦を開かしめ。三十二年馬山浦。郡山浦。城津浦を開かしめられしが。同時に平壤をも開市場となさしめらる。三十二年八月王國を帝國とし。國王は皇帝の號を用ゐらる。

テウセンヤキ 朝鮮燒。一に高麗燒といふ。韓土往古の陶磁器なり。足利時代點茶の流行と共に海外の陶磁器行はれ。高麗燒なるもの珍重せられ。朝鮮燒の熊川。金海。韋登。堅手。伊羅保の如き頗る賞翫せらる。尙又韓人宗慶歸化して。京師に住し。陶窯を開くに至れる等。隨て高麗燒の名は何人も記憶したることとて。征韓の役起るや。彼土に赴きたる諸將は陶工の俘囚となりたるものを伴ひ來り、陶窯を領內に開かしめたり。此ら殊に九州大名に多かりしかば。九州に陶窯起り隆盛を極めたり。細川忠興は尊階（釜山の人後上野喜藏と改む）を得て。豐前の上野窯。肥後の八代窯を起し。黑田長政は八山（韋登の人。後高取八藏と改む）及び新九郎（韋登の人本名不傳）を得て。筑前の高取窯を起し。松浦鎭信は巨關（熊川の人）を得て、肥前の平戶窯（早岐窯とも云）を起し。鍋島直茂は李參平（金江の人。後金江參平と改む）。宗傳（深海の人。後新太郎と改む）を得て肥前の有田窯を起し。島津義弘は陶工十七人を得て大隅の帖佐窯を起し。九州以外には毛利輝元は李敬（高麗左衛門と改む）を得て長門萩燒を起し、遂にこの俘囚によりて白磁礦をも發見せらるゝに至り。本邦の陶磁業は大に進步せり。この歸化人の手に成りしものは。もとより高麗燒と稱すべきものにあらざるも。朝鮮人の手に燒かれし磁器たるは一なり。さて高麗燒と稱するものに付きては人類學會雜誌百八十五號（三十四年八月二十日）八木奘三郎の「韓國古代陶器の模樣」と題する一篇その要を得たり。左に轉載す。【韓國の燒物類】は我建國の當時より近く德川氏の初世まで絕へず內地に輸入せられたるが上に足利氏以後は點茶の流行甚たしく。隨て慶長。元和の際に當りては千利休。小堀遠州等の人々が。所謂數寄者中の大家と仰がれ。夙に製作の工夫。古陶器の鑑定等に名を得て或は人に語り。或は書に筆して世に傳へたる爲め。韓國古來の燒物は。暫く三百年以前に其大略を得られたり。去れ共此頃の人は勿論のヿ今の人々に至りても之を學術的に研究せざるが故に。如何なる類は韓地にて造られ。如何なる品は支那より彼地に輸入せしかを明にせず。且古墳製陶所迹等を探らず。單に人傳と自己の管見とを本として推定せる譯なれば。大に齟齬せる點も鮮からず。予は渡韓中是等の事柄を注意し。旅行の際は常に土地と古陶器との關係を調べ置けるにより。玆に其沿革の大要を擧げ以て本篇記述の陶器模樣は如何なる時期に屬して。如何なる關係を保てるかを知らしめんと欲す。【第一。陶器沿革の大要】近時工業學上より燒物を論ずるものは。全體を左の四種に別てり。即ち第一は土器。第二は陶器。第三は石器。第四は磁器是なり。而して我備前燒の如きは常に石器の中に加ふるにより。此點より推して祝部と等しき類は第三に入れて可なりと信ず。而も本篇は普通の例に從て陶器と記せり。讀者幸に其意を諒せよ。次に韓國に於ける古來の燒物には如何なる種類有るかを說んに。大略は二種若くは三種に別つを得可し。併し細別せば次の數者となる。

(甲)歷史的分類

- 燒物
  - 第一期新羅燒
    - (甲)素燒
    - (乙)祝部燒
  - 第二期高麗燒
    - (甲)青高麗
      - (イ)無紋
      - (ロ)有紋
    - (乙)白高麗
      - (イ)無紋
      - (ロ)有紋
  - 第三期朝鮮燒
    - (甲)青繪手
    - (乙)素燒

右は韓國の歷史を本として分類せる譯なるが。其中新羅燒と稱するは予の選める新名稱にして。從來は素燒高麗など唱へ居れり。次に燒方と製作の進步とを基礎として別てば左の如き順序となるなり。

(乙)技術上の分類

- 燒物
  - (甲)素燒
    - (イ)赤燒
    - (ロ)青鼠燒
  - (乙)釉燒
    - (ハ)青釉無地燒
    - (ニ)同模樣手燒
    - (ホ)白釉燒
    - (ヘ)象眼入燒
    - (ト)青繪手燒

以上の表に就て略解を附せんに。第一表中新羅燒の(甲)と第二表中素燒中の(イ)とは。共に我邦の古墳。橫穴其他の塲所より出る上代の素燒(カワラケヤキ)と異る點なし。予は最初韓地に此類の燒物有るを知らざりしが。釜山上陸の後或は古物家の藏品に。或は彼地の古塚中の內外に。右素燒土器の多く存するを見て意外の現象に驚けり。蓋し世の諸人種中に行はるゝ燒物は。假令素燒と云へる中にも自ら火度に差有りと見へて肌合と色艷とに相違あり。然るに韓國の物に至ては一も我邦の品と異らず。只特異の點を擧ぐれば大小の同じからざるもの有り。形狀の等しからぬ品を交ゆるに過ぎず。次の祝部燒と云へるは我邦の古墳物と同じき故に若く命名せり。此物の韓地に在るは普通の例として怪まざりしが。土地と分布とを注意するに慶尙の地尤も多く。鳥嶺以西は其迹を絕ち京城より平壤の間更に其破片を認めぬ。去れ共此物は慶尙道の品に比すれば。遙に短小簡略にして且つ分量も少許也。元山街道に至りては絕無の姿を呈し。全羅道に入りては慶尙道最寄りに少しく之を見るのみ。要するに以上の現象は當時の事實を示す譯にて。予の新名稱を附するも其結果に基けり。顧ふに韓國古代の燒物は前記二者の上に出づる最舊の品これなかる可き歟。高麗時代に入ては松都を中心として四方に當時の燒物を出せども。素燒土器は殆ど其迹を絕ち。祝部類は僅に其名殘を止むるに過ぎず。而して尤も面白き現象は。祝部と青高麗との中間に入るもの間々有る點なり。勿論自然の順序は斯く有る可き筈なれ共。世に傳ふる品は概して兩極端の珍奇なるものゝみなれば。茲に其一事を擧ぐる也。李朝に入りては新式なる青繪手の作有り。而も今日に至りては其の術衰へて自國製の品は砂器の粗雜なると素燒の類を多しとす。以上の記事を見ば素燒。祝部の二種は今日の處。韓國最古の燒物にして。且つ何れの地方に尤多く又精巧の品を出すかを知るに足らん。猶他の分に就ては。他日別記の考あれば茲には畧せり。

【第二。韓國の古墳物と遼東の塼瓦】本篇に於て模樣の事柄を說くに先ち。猶韓國の古墳と遼東の塼瓦との比較を記する必要有り。因て左に其の大要を擧ぐ。遼東半島は舊く高句麗種族の入込みたる地なるが。茲に塼と稱する瓦色の煉瓦に類するもの有り。其側面の周圍には種々の浮模樣を施し有ること。嘗て友人鳥居氏の文に見へたり。蓋し此物の唐代に當る所より。同氏は「高麗種族の紋樣」と題されしが恐らく過ちなかるべしと信ず。而して其模樣を見るに多く竝列模樣にして。連續と散布とは之なき樣覺へぬ。予は之と同樣の品を平壤に近き大同江畔に於て見出せしが。其用法は皆死者を葬る槨室に供せしものにて。鳥居氏が遼東にて得られたる品とは其使用の點に於て異れり。次に之を古墳發掘品に施せる模樣と比較するに。矢張竝列の式を多しと爲せども。他に否らざる風を交へたるもの有り。又同じ竝列と雖も全く別個の意匠に出づる者を認む。是等は同一時期に於て或る一國家の內に割據せるものも。部族を異にすれば自ら斯る差を生ずる好適例に供するを得可しと考ふ。以下次章に於て之れを述ん。

【第三。模樣の分類】世界の諸人種間に行はるゝ凡ての模樣は。連續と配列と散布との三種に過ぎず。而して右の紋樣は三者混淆せるものと一種に限れると兩樣の別有り。又是等の內にて對立的に畫くものと否らざるとの差有り。又地模樣を土臺として餘地に埋模樣を施すもの有り。故に人種的の特質を其紋樣の上に探れば多少相異點を見出すこと難きにあらず。次に考ふ可きは同じ竝列の內にも分子に於て大差を示すもの

テウセ

有る工合なり。是も模樣論には必ず相伴ふを要す。今韓地より出づる祝部土器に附したる模樣を見るに。大略其分子凡そ六通り有り(本圖は畧す)。第一線條。第二丸紋。第三花形。第四三角。第五蕨手。第六點々。以上六種の分子とす。線は直線。曲線。細線。太線等の別有るも凡てに存し。丸は正圓。半圓。楕圓。重圓等の差あれ共又悉く之れを印す。去れば此二者の應用は尤も多かりしものと思はる。彼の塼瓦に存する紋樣の如きは。殆んど此二者の外に出でず。第三は僅かに二個(本圖九。十)に施されしのみなるも高麗時代の品に至りては其應用頗る廣し。第四は(本圖九。十)の外凡てに存し。第五は二個(本圖五。六)に於て之を見る。而して第六の模樣が比較的少きは。惟ふに當時の人士も既に其單純なる風を認めて餘り應用せざりし爲めならん。要するに新羅土器の模樣には(本圖九)の如き散布と。他の竝列と二樣の別に過ぎざれ共。其中には(本圖一)の如く地模樣。埋模樣の二者を兼ねたる有り。又(本圖十)の如く連續的の配列を施せるもの有て。彼の塼瓦上に見へたる紋樣に較ふれば。更に一段の進歩を示すに似たり。但し前者は都て浮模樣にし此分は悉く沈み模樣なれば。細工の難易に基くやも知れず。唯だ予輩の考へにては同じ浮しの中にも附模樣と型壓しとの兩樣有て。塼瓦の如きは後者なる可く思はるれば。別に難事と云ふ譯にてはあらざる可く。全く使用上に輕重の差有るが爲ならんと考ふ。【第四。韓支兩國の關係】滿。淸。韓の地は互に接壤せるを以て古來人種間の交通は絕へざりしなる可く。又時期に於ても歷史以前なるべし。併し之を考古學的に探究すれば。遼東と云ひ。韓國と云ひ。石器時代を除きては共に漢唐以前に溯ることを得ず。而して此現象は我日本の如きも亦然り。去れば實地研究の結果よりして日。淸。韓三國交通の初期は。倶に漢代に在て其以前は互の傳聞位に止り。事實上の交通は行はれざりしものと見て大過なからん。爾來漢亡び晉襲るるに及んで。隋唐其後を治め。韓地の往來頻繁を加へ遂に當時使用の器物に迄。圖の如き諸種の模樣を施せしならん。唯だ惜む可きは韓地の陶器に斯く新案を加へしに係はらず。本邦の祝部に嘗て類似の品を見ざる點なり。是等は支那との交通直接に行はれ。別に右の如き風を襲ふ必要を認めざりしに因るか。【第五。日韓土器の差違】本邦に於ける祝部風の製陶術は韓地の傳來なりとは何人も異議なき說なれ共。前記の如く素燒類の彼地に存するを見ば。右は日本より教授せし風と謂て宜しからん。又前者の燒方を本邦に傳へ。後者の風を彼に教へたりとするも。形狀種類等は互に變化なきや否や。此點は是非共研究するを要す。予は今右の問題を解釋するに當り猶一言すべき事有り。幵は從來學者の間に於て。新羅百濟等の工人が我邦に其陶法を傳へたる由古代の記錄に見ゆる時は。直に新羅樣若くは百濟樣の陶法初て何天皇の朝に始るなぞ記述せさる點なり。予韓地を跋涉して實地の研究を試るに。高麗燒以前に於ては素燒。祝部の他一も別種の品を認ざりし。又形狀の點に就ても地方別を示す可き特異の風なかりき。去れば當時は彼地に於ても以上二種の外別製の陶法なかりし者と見て不可なからん。併し形狀の點は日韓其趣を異にせる風有るにより玆に其一二を記さん。本邦の祝部には人馬其他の裝飾品を其上部若くは人目に觸るゝ部分に附著せるもの往々に之有り。而して韓地には此類の品嘗てなし。勿論絕無と云ふ譯にあらざれ共。一二龜なぞを附著せるものを除きては所見なし。是とても例外にして或は我邦の風が撈したるやも圖られず。次にイエンペンクと稱する下部に孔を穿てるものなく。又俵形の朝鮮土器なく。其他尿瓶(シビン)形のものなし。去れば此類の品は我邦固有の風と見て可ならんか。以上は我邦に有て韓地に見へざる類なるが。右に反して把手附の品は彼に夥だしくして我に例外の風を示し。又高麗透しは我に稀有にして彼に普通なるが。如き相違有り。要するに斯る例は國の文野を問はずして何れの地方にも存する事なれ共。世に速斷者多きが故に殊更玆に記述せり」といへり。

テウチム ○挑灯は。火を點して携へ行くに供せる火器なり。今の種類。馬上。弓張。手丸。小田原。ぶら。箱。鐵砲。盆。高張。岐阜。鬼灯等の名目あり。足利氏の末に製造せしものなり。和訓栞に。てうちん。行厨集に。提灯と云へる是也。仙臺に火袋。常陸におつぺしあんどん。日向にへこと云ふ。凡て挑燈の品は多く此邦の制也」とあり。貞丈雜記の四季草に。挑灯は。上古にはなき物也。上古は夜行には松明を用ひ。又客來の時よめ迎などの樣なる時は。篝火をたきし也。又た夜行の時は。行燈をも持せし也。挑灯は京都將軍の代末つかたに用始しなるべし。蜷川記に云。ちやうちんは。かごちやうちん本也。平生持候挑灯は。こじつにて候哉と云々。此かごちやうちんと云は。丸く籠を作りて紙にてはりたる物なるへし。平生持候ちやうちんとは。今の世にも用る通りの。たゝむ樣にしたるを云なるべし」とあり。さて挑灯の事は骨董集尤も委しきを以て之れを揭ぐ。古今夷曲集「客人の歸るさ送る挑灯は。まうしつけれどいでし月影。定家卿」とあれども。此歌古書に所見なければ證としがたし。秋の夜長物語。後堀河院の御宇に。西山の桂海律師といへる人。三井寺の梅若といへる兒を戀。同寺の或坊にかくれ居たるに。此兒其坊へしのび行と

テウチ

をかける條に云。ふけ行かれのつく〴〵と。月の西にめぐるまでまちかれたる所に。からかきのと（轅垣戸）を人のあくるおとするに。書院の杉障子より遙に見いだしたるに。れいの童（梅若に仕ふるわらはなり）さきに立て。ぎよなふのちやうちんに。螢を入てともしたり。その光かすかなるに。此ちご（梅若なり）金紗水干なよやかに。うちしほれたるていにて。見る人もやとかゝり（垣）のもとにやすらひたればの。亂てかゝる青柳の。いとゞいふばかりなきさまに見えたるに。りつしいつしか心たよ〳〵しくて。ある身ともおぼえず。童ちやうちんをさそう（紗窓）の軒に懸て。書院の戸をほと〳〵とたゝきて云々。」醒々云こゝにちやうちんの名目見えたり。此物語は玄惠法印の作といへば。其來ること久しといふべし（魚なふの挑灯。下文に見ゆ）。當時挑灯の名目はあれども。常に用る物にはあるべからず。おなじ玄惠の作の。庭訓徃來に。挑灯の名見えざれば。しかおもへり。なほ諸書を參考するに（文安）。下學集に。燈籠。行燈。挑灯とならべ出せり。これ籠挑灯なるべし（さきにもいふごとく下學集は文安元年の書なり）（寶德）。七十一番職人歌合に。たち君を見る男續松を持たれば。當時も挑灯を用る事まれなりし歟（享德）。鎌倉年中行事。管領のもとへ御參の行列の事をいへる條に。續松二丁行燈一もたせべし」とありて。挑灯のことなければ。當時もっぱらにはもちひざりし歟（康正。長祿。寛正。文正。應仁。文明）。尺素往來に。挑灯の名目見えざれば。文明以前は用る事まれなりし歟（長享。延德。明應。文龜）。饅頭屋節用に。挑灯の名目見えたり。此時代すべて籠挑灯なるべし（此節用集は。さきにもいふごとく。文龜中の書なれば證とすべし）（永正。大永）。或古記。大永三年の條に。一門にちやうちん二つかくる」といふと見えたり（享祿。天文）。穴太記。天文十九年の條に。中間に挑灯をともさせたるはかりにて。忍びやかに出し奉る云々」とあり。これは葬送に用ひたるなり。北條五代記（片かな本寛文二年刻）卷之八に。天文年中挑灯の指物を用ひたる事見えたり（弘治。永祿）。當時は既に挑灯をもちゆる事おほくなりしにや。甲陽軍鑑卷之一。永祿元年の令に。不斷不レ可レ燃二挑灯一」とあり。又卷之十下。永祿六年の條。軍用のことをいへる所に。小荷駄馬一疋に挑灯二ッばかりづゝ結付。馬負にも一人に一つづゝ續松もたせ云々」とあり。かゝれば當時の挑灯は。もはら軍用にもちひたる歟（元龜。天正）。或古説に。永祿天正の比は【籠挑灯】も今世のごとくたゝむ挑灯もありし也」といへり（文祿。慶長）。好古日錄に。俗に云ふ箱挑灯は豐臣公の時始て制す。上下を藤葛を以編たり。板を用るは慶長以後の事と云。天正已前の挑灯は籠に紙を粘して用ゆ。」此の説に

テウチ

右の古説を合せ考れば。たゝむ挑灯は天正以後の物なるべし（元和。寛永。正保。慶安）。吾吟我集（慶安二年未得著）「君がふくほうづきなりの挑灯に。身をつりがれの片思ひかな」といへる狂歌あれば。既に當時ほうづき挑灯といふものあり（承應。明暦）。むさしあぶみ。といふ草紙の繪を見るに。長き竹のさきに丸き挑灯をつけて持たり。今の【高挑灯】のたぐひなり。【手挑灯】は見えず（萬治。寛文）。訓蒙圖彙（寛文六年印本）に丸き挑灯に柄をつけたるあり。今ぶら挑灯といふものゝ如し。水鳥記（寛文七年印本）の繪に。棒のなき箱挑灯あり。俳諧夜錦集（寛文五年）「乾坤の箱挑灯かそらの月。」保友。かゝる句もあれば。當時は箱挑灯をもはら用ひたるべし（延寶）。延寶六年板。菱川繪本に。箱挑灯に柄をつけたるものあり。當時よりもはらこれを川ひたりと見ゆ。隱蓑（延寶五年印本）附合の句に。「おもひの煙ふところ挑灯」と見えたれば。當時は旅行挑灯もありしなるべし。さて當時高挑灯には丸き

寛文七年印本水鳥記所載

万治四年印本むさしあぶみに載る圖

を用ひたるもあまた見ゆれど。提ありく挑灯には見あたらず。但神事葬送などには。丸きを用る事あまた見えたり（天和。貞享。元祿）當時の印本の草紙の繪を參考するに。延寶より元祿の末まで。もはら柄のつきたる箱挑灯を用ひたり。棒をさし

こみたる箱挑灯もまれにあり。雍州府志（貞享元年）。文匣笠挑灯之類悉張二脫之二とあり。一代男（貞享三年印本）卷之四。民家の婚禮の圖に。柄のつきたる箱挑灯を持て行體をかければ。式正にも用ひたるべし（寶永）。柄のつきたる箱挑灯は。たゞまざればすゑ置ことならず。不便なるものなれば。やゝすたれたるにや。當時より棒をさしこみたる箱挑灯のみを用ひたり（正德）。和漢三才圖會に。棒をさしこみたる箱挑灯を出せり（享保）。西川祐信の繪本。其他當時の繪を見るに。もはら棒をさしこみたる箱挑灯を用ひたり。さて享保十七年の印本。萬金產業袋卷之一。挑灯の類をいへる條に。馬ちやうちん（細書）鯨の弓をかくる」かくの如く見えたり。これをもて按に。今【弓張挑灯】といふものは。【馬上挑灯】といふが本名にて。元は武家方に始りしものなるべし。享保以前の繪に。此挑灯所見なし。享保以後にもはらおこなはるゝものなるべし。挑灯といふものいできてより。今の弓張挑灯ほど便利よきはなし。これにかぎらず。もろ〳〵の器物昔にくらべて。今のまされる物おほかり。唐土には今もたゞお挑灯なしと聞。唐紙は性よわきゆゑに挑灯傘の類紙をもて製もあたはず。實に御國の紙は萬國にたぐひなき至寶なり。朝野群載（卷四）應德二年十月三十日。法定院佛聖供二灯油料一狀に云。安二置佛像之前一。無二挑灯柱一云云。」（こゝに挑灯とあるは。灯爐なるべけれど。かくふるき物に。此字面あるはめづらし。下學集。壒囊抄等には。挑灯の字をちやうちんとよめり）。壒囊鈔（文安三年撰）卷三第八條）。灯呂をアンドン。チヤウチンなんど云。文字如何。答。挑灯と書てチヤウチンとよみ。行灯をアンドンとよむ。皆唐音歟。行の字をアンとよむ事。行在。行者等也」（かくいへるにて。此書をつくれる文安のころは。灯呂をさして。あんどんともちやうちんとも。いへるをしるべし）。唐話纂要（卷五）。挑灯（ツリドウロウ）とあれば。ちやうちんはもと灯爐をさしていへる唐音のこゝにうつれる也。今のちやうちんには。提灯の字あたれり）。走衆故實（天文。永祿のころの事をかけり）。日くれて御ちやうちんまゐり候へば。金鞭をとり。手にさげて參候也。壓塚物語（天文二十一年撰）卷五。雷の事いへる所に。おちたる所を見れど。ちやうちん鞠の勢なる火のころびはしるのみにて。外はみえず。唯くらき斗也」とあり。これは籠ちやうちんにはあらで。丸き形のたゞむちやうちんときこゆ。天文の比たゝむちやうちんもありしにや。秋の夜長物語。古寫本を見れば【魚腦の燈爐】とあり。上にいへるごとく。もと挑灯と灯爐はひとつ物なれば。古印本にちやうちんとあるも。後のさかしらにはあらざるべし。さて魚腦の挑灯といへるは。唐國の魚魫灯の事也。明

寛文六年印本　訓蒙圖彙　所載

元禄八年印本　姿繪百人一首　所載

元禄五年印本　胸算用　所載

寶永五年印本　諸士百家記ニ此圖あり當時かくの如き挑灯も用ひらる

元禄十五年印本　諸藝大平記ニ此圖あり

の田汝成が。西湖志餘（卷二十）に。燈市出二售各色華燈一（中略）。豪家富室。則有二料絲魚魫一云々」とあれば。魚魫灯は豪富にあらざれば。得がたきほどの高價の物なるべし。寶貨辨疑（百家名書の中に收めたり）に。魚魫を裁て。價低きものは成レ器難レ得。とあるにてもおもひやるべし。爾雅（卷十）釋魚の條下に魚魫の事詳也。本草綱目（卷四十四）魚魫の條下に。諸魚の腦骨を魫といふ。とあれば。古へ此に渡りきし魫灯を。此にて魚腦の灯爐とも。挑灯ともとなへしなるべし。升菴外集（卷九十六）に云。江有二青魚一。其色正青云々。枕如二琥珀一。可三以籠二燈一。河南通志（卷十三）に云。青魚出二濟源一。形似レ鯉而背青色。又頭中骨。煑拍レ之可三以製二器」とあれば。魚魫灯は青魚のかしらのほねを煑てやはらげ打ひらめて。灯のおほひにつくれるものならん。琥珀のごとしとあれば。すきとほりて美しきものにこそあらめ。秋の夜長物語に。ほたるを入てともし火にかへたるよしをかけるも。すきとほれるものなればなるべし。林逸節用。器財門に。魚腦（石之玉）。桂川地藏記、弘治二年撰）上卷に。此外。魚腦樫挽。象牙引壺。頗黎巵。瑠璃壺云々」とつゞけいへるにても。魚腦はすなはち魚灯にて。寶貨なるよしをしるべし。淮南子（卷三）天文訓に云。月虚而魚腦減」（これは月の十六日以後は。魚のあぶらの減ずるをいへり。魚灯とは別なり）。王羲之新茶帖（書記洞詮卷五十一に收めたり）に云。石首鯗。食レ之消レ瓜成レ水。此魚腦中。有レ石如二棊子一（これは魚な魫れども。いしもちと云魚の頭に石あるたぐひにて。器につくるべきものにはあらず）。羽州にて。今にこれを用ふ。これ天正以前の挑灯の古製を見るべき物なり。形の異同大小もあるべし。こゝには予が得たるものと雪のふる道に載るものを臨いだせり。かゝる古製の今にのこれるはめづらし。雪のふる道。羽州の民家のさまをいへる條に。雪の降そふにつけてこもりをれば。つれ〴〵もせむかたなきまゝ。見なるゝものをゑにかきてなぐさむ云々。大路をたづさふるともし火は。まろくひらなる板にほそき木をふたつたてさまにつくり。それにまたひとつ横につくりそへて。さけありくたよりとし。おほひをば籠にて造り。紙をはりてもてありくなり。たゝみもちうるはまれ〳〵あり。

総高曲尺二尺寸余
篭高一尺二寸余
すべて表ま紙を粘て用ゆ
臺板六角

雪のふる道載る畫

【小田原提灯】小田原提灯は伸縮自在の提灯の元祖なりと云ふ。相州小田原驛新宿町の人甚左衞門と云へる者。天文の頃始めて同國關本最乘寺の山中より材を採り來て之を作れり。世人之を用ふるに。靈山の材を用ひたる者ゆゑ。狐狸の怪を避くとて賞はやしゝかば。享保の頃より盛に東海道に賣れ廣まりぬ。後甚左衞門の家は絶えたれども。其の親屬同町に一戶。萬町に一戶ありて。今に之れを製造せりと。知玉叢誌に見えたり。今は支那にも伸縮の提灯あり。其の紙は日本又は朝鮮より取りて貼るなるべし。また挑灯へ。銅の鏁を着ることは。正保の年間より起る武家故事要略にいへり。

【提灯の用】提灯の用以外に種々の用途あり。（一）は景色の爲に軒に吊すもの。即ち夏の間用ふる【岐阜提灯】は涼しげなる繪を畫きて。金色の金具を打ち。美しき總など垂れたり。多くは盆の頃吊すによりて【盆提灯】とも云ふ。岐阜地方の名産にして。維新以後薄き美濃紙にて張り。美き繪を畫きたるもの多く外國に輸出せらる。又【盆提灯】の一種に小兒の翫具となるものあり。小形にして畫を畫き又は布交或ひは石疊に彩りたり。其他粧飾の爲に四季共に軒に吊す畫提灯種々あり。（二）は看板に用ふることにて。京師。大阪にては。提灯に賣物の名を書き。晝も軒に掛けたり。江戸にても昔は然りしなるべきを。一時廢り。明治の二十年頃より。京阪の商人東京に來るもの往々此の看板を出す。江戸時代にてはカリン糖を賣る者。及び藝妓屋の看板となれるのみ。（三）祭禮。儀式の節裝飾に用ふるものは。文字又は神號を出して軒に揭ぐ。下總の香取神社にては。祭禮の日森の樹枝に綱を張り。之に彩色したる提灯を掛くる風あり。尾張の津島祭には船に柱を建て。之に腕木を取付けて。彩色したる提灯數多掛くる風あり。明治以後開業式。宴會席塲などに彩色したる提灯を綱に付けて渡すも行はる。【提灯の制度】德川氏の頃馬上提灯は名の如く騎馬の人の用ふるものなり。手丸は弓張りにて圓形の者にて士分の用ふるもの。長形の弓張は其の以下の者。又は平民も用ひたり。公用の提灯は朝廷。宮樣。將軍抔の

は御用と記し。諸侯以下のは家の紋を付けたるのみ。出火の節。御使番。小姓組。方角火消などの用ふる提灯も。山形。子持筋など夫々の徽章を定めあること。殿居袋に記するが如しと雖も。猶主要なる目印は家の紋なりき。高張は士分以上にても長圓形の者を混用したれども。平民に在ては圓形の者を用ひたる例を見ず。玄關ある家にては。大概晝夜とも年中之を玄關の左右に出し置けり。但夜と雖も式日又は出火などに非れば火を點ずるとなし。幕府に提灯奉行あり。平時及び戰時の提灯を司る職なり。大目附の條下に說明せり。明治以後一たび無提灯の者を嚴禁せしが。其十年頃より瓦斯電燈と漸々交通の便增すにより。夜中提灯を携ふる者少きに至れり。

テウド 調度は。今云ふ道具なり。古は道具とは其の道にて用ふる器具と云ふ意に用ひ。武士は武器を道具とし。茶家は茶器を道具とし。佛家は佛具を大工は鋸鉋の類を呼びたるなり。今云ふ家具は昔之を調度と云へり。室內に飾り付くるを裝飾(シャウゾク)と云ふ。略して裝束と書けり。宮殿調度圖解に云く。【室內の裝飾】大臣家寢殿の構へ妻戸。格子。門墻の類。寢殿指圖に注記の分は。前に一わたり述べたれば。是れより室內の敷設裝飾の樣などを。圖について說明すへし。先づ左に寢殿內敷設の明細圖を揭ぐ。これは類聚雜要抄中卷に出でたるものにて。永久三年七月二十一日關白右大臣忠實公東三條殿移轉の時の。しつらひを圖し

几帳立てさる体
西及北の側敷設の具まづこれを略す
壁
壁
塗籠
妻戸
五尺屏風
道
塗籠
妻戸
五尺屏風
濱
㊟簾の縁の重なりたる所
㊟疊なり
三尺几帳
繧繝二帖ノ上

たるものなり。後世私に考へて作りたる類ひにあらねば。尤も證とするに足る（圖中補とあるは著者閑根の補記なり）。指圖の鋪設裝飾は。必ずしも常にかくしつらひ置くとも定まらず。大かたは。請客饗宴。移轉。女御入內。聟取露現などの祝儀。その外。よろづ晴れの日に限る事なり。凡そ寢殿は內外。四方を取り放ちにして。廂にも母屋にも。一間ごとに御簾をかく。母屋と廂との間に掛くる御簾の內には。壁代といふ帷を垂れ。下に几帳の長と等しき所。またはそれより少し上の所に。彼の御簾をも。壁代をも。卷き上げ置くを例とす。又廂の御簾には壁代を添へずして。下に几帳を据うるのみなり。かくて廂の間には。弘筵を敷きつめ。其の上に高麗緣の疊を間ごとに二疊づゝ敷く。中をさし合はせ。左右を透かして同じとほりに敷くもあり。中をあけて物する作法もあるなり。上に載せたる指圖は。此の高麗のたゝみの。中をあけて同じとほりに敷きたるさまをかけるなり。廂の中。階隱の間には繧繝緣の疊二帖を。奧より端の方へ敷き流し。其の上に龍鬢の筵二枚を敷き。又其の上に東京錦の茵を敷く。其疊の西に。二階の棚を立つ。此の棚の上には定まりて飾り置くべき器具あり。調度の部にいふべし。此の棚の南に。唐櫛笥を置き。それと竝べて南に鏡の匣と鏡臺とを立て。それのうしろに四尺の屏風を立つ。これは母屋の柱のきはよりさし廻はして立つるなり。屏風のかはりに衝立の障子立つる例もありとぞ。又龍鬢の敷物の東南の隅に。三尺の几帳を。すぢかへに

立て茵の前に脇息をおき。又御前に西へよせて。硯の箱をも置くといふ。但し女御參り聟取の露現（ところあらはしといふ。披露の義あり）などの時は。此の脇息も三尺の几帳に添へて。共にすぢかへに置き。硯の箱は脇息のあとへ。東の方へ押し寄せて置くべしとなり。是れ聟君の。此の座に昇らむ通り路をあけおく料と雅亮裝束抄に記せれば。かゝる裝はしき敷設は。賓客をすゑむ爲と見えたり。又身舍の中に。帳臺等を立つる裝飾の事は。帳臺の條に委しくいふべしとあり。猶几帳。帳臺。厨子棚。壘。屏風。鏡。簾。等參看すべし。

テウドカケ　**調度掛**は。弓矢を掛け置器なり。訛りてテウヅカケと云ふ近古の品なり。古は調度を負ふ役人を調度懸と云へり。是とは異なり。軍記考云。東鑑の中に。調度懸といふ事多見えたるは。弓箭の具の名にはあらず。將軍家御弓箭を帶する役に。候する事をいひしなり。或は懸二御調度一とも。或は御調度とも。或御調度懸とも。しるしたり。凡そ二十の箭をもて廿人の敵を射とらむずる者にあらずは。調度懸んことかなふべからずと。右大將家常にのたまひしかば。此役に候せん事當時において。最勇士面目に備へしとも見えけり（すなはち東鑑に）されば。この役に候せん人。公家の隨身にや準ふべきと。いふ人あり。さもありぬべしや。建久元年十一月九日。鎌倉殿院參の日は。中村右馬允時經御調度懸の役に候す。明る十二月一日。右大將拜賀の時に。隨身を給りて。右府生秦兼平を具せられし日は。調度を懸る人をば。具せられず。大將を辭申し。隨身を還されし後同三日院參の日は。又初のごとく右馬允時經其役に候じたりき。又此役は將軍の御弓箭を帶する事也とし

ろ事は。かの建久元年十一月七日。入洛の日鎌倉殿みづから弓箭を帶し給ひしかば。此役に候ずる人を。具せらるゝにおよばず。同九日院參の日は。直衣にて參られしかは。右馬允時經に。入洛の日めされし水干を給りて。かのみづから帶し給ひし所の弓箭を帶してけり。又弓箭を。調度といふへき事。凡は戎具。弓箭をもて。第一とすることなれば。將軍の御調度とさしいはむは。此物とこそしりてけれ。此外に又調度懸といふ事あり。彼十二月九日。院參の日。御調度を懸しは。時經。其次に。布衣侍六人宇都宮左衞門尉朝綱。八田右衞門尉知家。工藤左衞門尉祐經。畠山二郎重忠。梶原平三景時。三浦十郎義連。各調度懸を具すと侍るこれ也。是は烏帽子懸の事をいへるなり。たゞし柱にある烏帽子懸の事にはあらず。これは一寸まだらに。白く黑くうちまじえたる組の。刀の緒よりほそきを。烏帽子懸にするをいふ。これをうちかけしを。世には小結などもいふ事にや。調度懸の役ならむには。度の字の音を。豆とよぶ事にて侍り。近世より弓矢の具に。調度懸といふ物出來たり。これは。足利殿の代より出來し物の由いふ人もあれど。弘安禮節の武器の中に。調度懸。小調度懸の二つ見えたり。調度懸には。弓六張。矢六手。山鳥尾にてはいだる矢頭なりと注せり。其制を注せる所さだかならず。其圖は雲圖抄に見えたりとあれど。今の世にある雲圖抄の中には見えず。又小調度懸は出陣入駕の時將帥之を備ふ。弓一張。征矢一手の由注せり。之も其制さだかならず。各中柱の長八尺などいふ事あれば。今世にある物にはあらず。眞相か繪きし東山殿御飾記といふ物に。御調度懸の圖見えたり。其中に。今世に用ふる式もありき。かゝる事にて足利殿御時に出來しなどもいふ事にや。おもふに今の式は。足利殿の比弘安の比の制によりて。改作られし物にぞあるべき。又弓矢臺といふ物も。古に御弓臺御箭臺などいひし物の制とも見えず（江家次第に見ゆ）。今の調度懸の式より出し物とぞ見えたる。これも又近代の物なるべし。又百矢臺ともなづく。但し矢をさゝむ事。百筋にかぎれるにはあらず。多くさしつべき物なれば。かくいふにぞ。矢屏風又近代の物なり。定まれる制もあるへからず。四季草に云。近世調度掛といふ器出來たり。其形品々あり。武用辨畧といふ書に其繪圖あまた見えたり。何れも左右に弓二張立て。中にさまざまの矢をたてたり。總體笈の如くにして。前は革緒を付て肩に掛け負ふやうに拵たるものなり。調度掛といふ役人是を負て。主君の供奉を勤ると云なり。此說用る事なかれ。此物古代曾て無きものなり。調度掛といふ役の名はありて古書に見えたれど。調度掛といふ器は古書にみえず。武用辨

テウト

畧。軍器考などに。此器の圖眞相阿彌が畫し東山殿御餝記に見えたりとあり。予その御餝記を四五本まで見しかども。唯東山殿の殿中座席の掛繪。花瓶。香爐。其外の餝物の繪圖のみにて。調度掛といふ器を圖したる本は一本もなし。御餝記に見えたりといふは僞なり。東山殿の頃は無きものなる故。其圖あるべき樣はなし。或說に太田道灌入道文明年中上洛して。將軍義政公（東山殿是なり）へ御對面の時。調度掛の事家に傳はる習あらん。存知の趣書て上るべしと仰られければ。歌をよみて答へ奉る。其歌に「矢をさして左右に弓を調度掛。奥の習は家によるべし」と申上しかば。將軍御感ありしと或書に見えたれば。東山殿の頃より此物有し事疑なしといへり。此說も用る事なかれ。道灌は聞えたる歌の上手なり。慕京集（道灌の歌集なり）に見えたる歌どもを見るに。よき歌どもあり。右の調度掛の歌拙し。道灌の口づきにはあらず。且歌の心も何の用にもたゝぬ事をいひたるまでなり。これにて後人の僞作なる事明なり。其歌何のよき事有て義政公感じ給ひしや。東山殿までをたはけにしたる說なり。又軍器考に。弘安禮節といふ書に。大調度掛。小調度掛の事ありとて引用たり（弘安禮節といふ書一卷。後宇多院の御宇。弘安八年に龜山上皇の院中の禮節を定め給ひし書なり。軍器考に引用ひしは。別の本にて十二卷あり）。予その弘安禮節を見るに僞書なり。僞書に見えたる事は證とするに足らず。弘安年中調度掛といふ器のみるべきやうなし。それ古の武士は常に用心を專とするがゆゑに。弓をば壁に立かけ置き。矢をば箙又は空穗などに差して置き。すは夜討盜賊など入來ると云ふ時は。弓おつとり。箙かき負ひ。うつぼかい付て。飛て出る心がけをこそしたるなれ。かの調度掛といふ器に弓を立て。さまざまの矢を取交てさし。間々にしきり板をさしおくやうの事にては。急の時に弓をたぐり出し。矢をあれこれ撰びぬき。さて俄に箙うつぼなどに矢をさして出る樣なる事にては。時刻うつりて急の間に合かたし。甚不便利なる器なり。太平の世に。武道にうとき人の好にて。こしらへ出したる物なるべし。心あらん人の用べき物にあらず。古書に調度掛とあるは。矢を箙にさして負ひ。弓を持て主君の供奉する役人をいふなり。其圖は賀茂祭の繪と云卷物に見えたり。軍器考餘にも其圖を寫し出せり。調度掛といふ器は古代無き物なれば。其器を負ふて行しにはあらず。賴朝の詞に。二十の矢を以て二十人の敵を射執る者にあらずば。調度掛の役に供する事叶ふべからず。とのたまひし事東鑑に見えたり。二十の矢を以て。二十人の敵を射とるほどの手きゝなりとも。かの笈の如くなる器を負ひたらば。急に途中にて敵に出合たる時。先つかの器をおろして弓をぬきとり。征矢雁俣などを。かれこれ撰びぬきとり拵する隙には。敵間近く寄せ來り合期す可らず。又多く征矢などをぬきとりたりとも。途中に箙はなし。其矢をば何にさして隨身すべきや。これらの事をよく考て。古へ調度掛といひし役人は。かの笈の如くなる調度掛といふ器を。負ひありきしにはあらざる事を知るべし。又云調度掛の役に。公家武家の差別あり。公家の調度掛は弓箭を帶したる隨身の事なり。其人數はあまた召つれらるゝなり。武家にては將軍家社參。又は參內の時。將軍身づから弓箭を帶し給はざる時。精兵の射手を撰びて。將軍の御弓矢を帶せしむるを御調度掛とふ。御と稱する事は。將軍の御弓矢を帶するか故なり。されば御調度掛は一人なり。私にても主君の弓矢を帶する者は唯一人なり。是を其家中の者は御調度掛といふべし。公家。武家差別ある事を知べし（又えぼしの掛緖をてうづかけといふ。項頭掛と書くなり。此てうづかけの字。調度掛の字を用るは誤なり。度の字音となり。とつ通音なるゆゑてうづともいふといへるは。いとまぎらはしきことなるゆゑ。因に記し置也）。また貞丈雜記云。調度掛と云役は。主君の御弓矢を持て。御供申役也。御弓をば手に持。御矢は箙にさして負ふ也。義教公御元服記に調度掛一人號二胡籙負一とあり。東鑑にも調度懸の事所々に見えたり。右大將賴朝公の仰に。およそ二十の箙を以て廿人の敵を射とらんずる者にあらずば。調度懸ん事叶ふべからすと常にのたまひしによりて。此役に候せん事當時に於て最も勇士の面目に備へき由。東鑑に見えたり。後の世に至て弓矢を立置く道具を。調度懸と名付る物あり。又調度懸と書て。てうづかけとよむ事あり。調度懸の役人調度のかけ樣。別の儀なし。箙をおひて弓を左に持也。馬上には弓のうらはすを馬の耳二つの間へなして持なり。常の時馬上に弓持に同し。步行の時は弓の外竹を左の肩にあてかたげて持なり。裝束はひたゝれ素襖狩衣時の定によるへし。調度懸の役人を將軍家のめし具し給ふ事。東鑑太平記等に見えたり。又將軍ならぬ人もめし具する也。義教公御元服記に。執權左衞門佐義淳調度掛一人召具す由みえたり。號二胡籙負一とあり。又東鑑にも。宇都宮左衞門尉以下六人調度懸めし具しける由見えたり。此調度懸の役も一人に一人つゝ都合六人なり。また義教公御元服記は。侍所赤松伊豫守義雅が郞從の行粧を記して。僕は紺の直垂に銀箔にて紋を押す。皆調度を掛手蓋つなぬき先規に任する歟とあり。皆といふ字にて人數あるやうなれども。一人に一人つゝ也（是は義雅か召し具したる。三十騎の侍調度懸にて。一人に調度懸一人つゝ都合三十人なり）御調度懸と云て。御の字を付て云は主君の御物の御弓矢を帶して御供す

テウト

ろを云也。是は一人にて勤る也。武士の身にても甚面目とする也。御の字を付ずしてたゞ調度懸と云は。私の調度懸也。武家にては一人つゝ也。公家にては幾人にても數は定らす。此差別を能心得へし。貴人の矢を御調度といふ事は。古へ調度といふ木にて矢を作りしゆゑなりといふ說あり。用ふべからず。貴人の矢を御調度といふ事は(テウドともテウヅともいふなり。音通ずるゆゑなり)室町殿時代の古傳書どもに見えたり。調度の木といふ木は。和名抄にも見えず。本草綱目などには猶見えず。曾てなきとなり。調度といふはすべて道具の事なり。武士の家にては。弓矢を以て第一の道具とするゆゑ。弓矢を指て調度といふなり。矢ばかりを調度といふにはあらず。然れども貴人の弓矢をば。うやまひいふ事なるゆゑ。弓をば御たらしといひ。矢をば御調度といふなり。詞を替ていひたるまでの事なり。矢は調度にて。弓は調度にあらずと心得んはひが事なり」とあり。

テガタ　手形とは。券の義なり。元と證書類の總稱にして。太古證券の類には。手の形を押して印章に代へし故名づけしなり。又押し手とも云。後世關所の手形。爲替手形等の語あるに至れり。今手形と云ふ者は。約束手形。爲替手形の二種あり。本邦に於て爲替の法の行はるゝや久し。一說鎌倉北條の時。靑砥藤綱民政を奉行せしに方り。始めて手形と云ふ者を造り。其の便を開くと。附會の說なるべきか。横井時冬の商業史には。手形流通の行はれたるは。大和國吉野の下市を以て其始とすべし。下市には南北朝の末つ方より。一種の流通手形を用ゐたりとぞ。そは同地には古來より一月六次の市立ありて。吉野近傍の農民集り來りて百貨を賣買せしが。山中のことにて錢貨にては其高嵩みて持運びにも不便なりとて。富貴の商人銀目を紙に書つけ。【切手】と名づけて用ゐたるに濫觴す。此切手忽ち數村に通用することゝなりしかば。組合を立てゝ連名にて切手を出し。連名の中何れにても貨幣と引換ふることを約せり。これを【組合札】といふ。元和の頃既に盛に行はれしが。其公許を得たるは家光將軍の時。寬永十三年のことにて。幕府は當時下市村にて財産家三十人を撰び。本町組。上町組。通町組の三組に分ち。定札一貫目出すものには三貫目の抵當品を差入させ。若し札元の身上不如意となりて引換を怠るときは。組合にて引受くることを命ぜり。最初は本町組十八人六十二貫百匁。上町十一人組七十四貫目。通町組九人六十四貫目都合二百貫百匁を限りて出しゝに。其後次第に流通して。延寶年中には三組八十六人札高五百貫目に達せり。普通の爲替は元和。寬永の頃。西國の大名其國々より江戸へ遞送する金員を爲替に託せしが。元祿四年にいたり。幕府も亦大阪より用金を江戸へ遞送するには。元驛傳なりしが。道中筋の勞費多きを以て。十人の兩替屋を選びて爲替用達を命じ。九十日限上納せしめらる。之を【十人組】又は【十人衆】と稱す(各所有の沽券地を抵當として差出しおく例なりきといふ)。其後三井家も爲替方用達を命ぜられ。十人組と共に幕府公用の爲替を取扱ひしが。三井家のみは臨時の爲替銀と稱し。日數百五十日限上納の特典なりきといふ。されば德川氏の初より爲替はやゝ發達せしも。手形の廣く流通して其法の完備せしは大阪に及ぶものなし。【大阪】にて手形を出しゝは。天王寺屋五兵衞を以て其始とす。小橋屋淨德。鍵屋六兵衞の二家いづるに及びて。三人仲間を結びて益ゝ手形の流通を開きしとぞ。其後寬文三年以來町奉行石丸石見守定次(諸役代々記によるに。石丸石見守定次は寬文三年八月町奉行となり。延寶七年五月まで凡十一年奉職せり)。頗る商業に心を用ゐ。十人兩替を置き帶刀を許し。町入費を免して兩替組合の行司を命じ。其下に北濱町組。梶木町組等二十二組の中小兩替を置き。互に連絡を通じて大に手形を流通せしめたりき。寬延。寶曆の頃には。兩替屋にて印金と稱する一種の帳合金を用ゐて。金融を助くるに至る。今大阪にて江戸幕府時代に行はれし手形の種類を擧げて。當時金融の道大に開けたるを知るの便に供せんとす。

第一【爲替手形】

請取申爲替金之事

合金〻〻兩也　但有合金

右は當時何某より下し金爲替致慥に請取申候此代り金於江戸何月幾日限(或は參着)右同人差圖の方へ日限無相違御渡可被成候爲後日爲替手形仍如件

年　月　日　何屋某　印

何屋某殿

江戸爲替手形の雛形にて。何屋某は大阪の兩替屋振出し印元にて。何屋某殿は江戸兩替屋即仕拂人なり。

第二【預り手形】

覺

一金ゝゝ兩也　　但有合金

右之通慥に請取申候此手形を以相渡可申候以上

年　月　日　　何　屋　某　印

何　屋　某　殿

兩替屋より預け人に差出したる者にて。名宛人は勿論。其他誰にても。持參人に仕拂ふべき手形なり。但甲乙丙流通中。其兩替屋破産する等の事ありて不渡となる時は。其手形所有人の損失となりて。甲乙はこれに關せず。

第三【振出し手形】

覺

一金　　何某殿へ

右之通慥に請取此手形を以て御渡可被成候以上

年　月　日　　何　屋　某　印

何　屋　某　殿

素人の兩替屋と取引あるものより。兩替屋に宛て振出し。又は甲兩替屋より乙の兩替屋に宛て振出す手形にして。何屋某殿とあるは【妻書（ツマ）】と稱し。素人の印元より渡し先の人を記入せし者なり。此手形を兩替屋に持參するときは。印元より兩替屋に預け込あれは異議なく渡すへしと雖も。若し預け込なき時は。不渡なる旨を以て答ふへし。但し預け込金なくとも。兩替屋に於て其手形の振出人と若干金までの過分を負擔するの約あるものは。この限にあらず。通常通ひ尻何程は請合ふべしとの約束あるものとす。此振出手形甲より乙に渡り。乙より丙丁に渡り。後遂に不渡となるときは。丁は丙に返し。丙は乙に返し。乙は甲に返して。甲と印元との關係となることなり。

第四【振差紙】

覺

一銀何貫目也

右此何某殿へ御渡可被下候以上

年　月　日　　何　某

何　某　殿

兩替屋中のみ通する手形にて。何某の所兩替屋の本名を用ゐず。同店支配人の名を記し。何某殿の所も亦振出し先の本名を用ゐず。支配人の名前を用ゐることなり。又振出し人無印にて唯御渡のところに振出したる兩替屋の大印を押すのみ。但し判鑑帳といふものを各自に備へ置き一々見合するものとす。第五【大手形】大手形と稱するもの別にあるにあらず。節季に際し甲商人。乙商人より請取るべき勘定ありと雖も。未だ其拂金を得ざるに。丙商人に拂はざるを得ざる勘定ある場合に際し。甲商人より乙商人の入金を目的として。已れと取引ある兩替屋宛の手形を作り。これを丙商人の勘定に渡すものをいふ。第六【約束手形】約束手形には元來二種ありて。一は貨物を買ひ其代金を此月三十日限に拂ふべきことを約し。其當日に拂ひ渡すべき手形を兩替屋宛に認めて貨物主に渡すものと。他は貨物を買ひ其代金を來る何月何日にこの手形引替に渡すべき旨を認めて。貨物主に與ふるものなり。この二種の手形甲より乙に渡りしときは。乙より振出し先又は印元に至り。期日に拂ふや否を照會するの習慣あり。

第七【藏預り切手】

覺　　何組落札

何千何百何十株　　十挺

一大島黑砂糖

右代銀請取相濟定日限を過き候はゝ可爲反古候也

年　月　日　　薩　摩　藏　元　所　印

覺　　何月何日落札

高何千俵の内

一何年米三十俵　　何某買

右可相渡候也

番號　　何　州　藏　印

藏預手形は各種の貨物につき振出しゝものなれとも。最も多く流通せしは砂糖米

の二品にして。今日まで實際行はるゝものは砂糖の一品とす。砂糖預り切手の定め日限とは三年三月をいふ。何組落札とあるは。維新前まで砂糖仲買七組に分れ。其組合にて入札せしが故なり。若し代金不納其他の故障ありとも。組合連名の者一同に其責を負ふことゝしたるが故に。手形面の裏書に何組落札と記せり。又水火盗難あれば必ず藏所にて新砂糖と引替へ渡すことゆゑ。いさゝか懸念するものなく。よく流通せしといふ。土州の黑砂糖は仲買人銘々の入札なれば。其落札の本人を裏書にすれとも。其他の文體に至ては藤州と異ることなし。米預り切手も同じく諸大名の藏所より出すものにて入札拂になし。落札となりたる上は即刻或は三日間に手付金を入れ。十日目又は六十日目に皆金する例にて。これ又水火盗難より減米まで請合しかば。砂糖の如く流通し。藏預り切手を質入若くは抵當にして金を借りしといふ。かくの如く。習慣によりて手形の流通をよくせしものは。全く商沽互に其手形を信用せしに基くと雖も。これ多年實見の効を積みたると。法律の保護を與へしとに依るもの多しといふべし。手形不渡の訴訟には。中拔裁判と稱し。町奉行所の裁判日に拘らず。訴へいづるものあるときは。速に吟味を遂げて返濟方を申付たり。ことに兩替屋にして不渡をなし。又は不都合のことあるときは。忽ち手錠入牢等の嚴科に處したりといふ。又天保のころ桐生。足利の如き兩毛の機業地にも。一種の流通手形を行ひ始めたり。そは同地三八の市日に來りたる織屋に對して。買次商より【買札】と稱するものを渡し置き。後日に至り貨幣と引換來りしが。商業の隆盛なるに從ひ買次商は其買入たる金高を悉皆仕拂ふこと能はざるにより。其二分の一或は三分の二を現金にて拂渡し。殘額を手形になしゝに濫觴す。この手形を【市札】と稱し。多く彥間紙を用ゐ縱一尺幅二寸頂に札を穿ち紐を貫きて一括とするに便す。この市札を受取たる織屋は。羽織の紐又は帶に結び付けなとして市場を奔走し。これを以て生糸染粉其他の需要品買入に使用せりといふ。其流通の區域は桐生一市場に止らず。近きは大間々。足利より。遠きは伊勢崎の市場までも差支なく授受せられ。毫も貨幣と異なることなかりき。その裏書は相互授受の際一々これをなさずして。最後金員にかふるものゝみなすの習慣なりきとそ。

甲【買札】

> 六月十一日　　　　何匁かへ繻珍
> ○い　五拾[相濟]何兩何匁　　　　何　本　印
> 某　殿

金員と引換ふるとき總代價を計算して記入し併せて相濟といふ印をも捺すなり。

乙【約束手形】

> 亥三月二十五日
> 一金五拾兩
> 　　　　　　某　印
> 某　殿

【明治維新後の手形取引】明治五年銀行創立したれども。手形の流通は行はれ難かりしが。明治十年擇善會（創始は東京銀行集會所）創立以來。澁澤榮一は頻りに其取引の便利を唱道したり。青淵（澁澤）先生六十年史に曰ふ。當時（明治十年）商家は皆現金取引の方法を墨守し。小切手の使用法すら猶之を知るもの甚だ稀にして商業手形割引の如きは容易に行はるべき望なかりしかは。澁澤榮一は先づ小切手をして安全に流通せしめ。以て漸次手形取引の端を開かんことを期し。經濟學者田口卯吉に命じ。手形の方書を作り。之を銀行得意先に配り。又明治十一年八月擇善會に於て其仕拂保證の方法を協定し。爾來商業上手形取引の有益なることを勸誘したること一再ならざりしも。現金取引に慣れたる商家は猶其利を悟るもの少なかりき。明治十五年に至り【手形條例】の公布あり。商取引上大に手形を保護するの法備はり。從て銀行者の勸誘により手形取引を試みんとする者。往々之あるに至りしを以て。澁澤は銀行集會所同盟の有志者に協議して。同集會所内に手形取引所を設け。商業手形賣買の便を開き。尋て均融會社を起し。倉庫會社貨物預證券により。大に商業手形割引の途を開き。又東京府下の重立たる商業者を招集して。經濟學者田尻稻次郎を聘し。共に手形取引の便且利なる所以より。其取扱上の順序方法を論し。其割引料の如きも。勉めて低廉にすべき旨を說き。大に其奬勵に盡力せり。是に於て漸く其利を悟り。商家中之を試むるものあるに至りしも。暫くにして又舊態に復し。再び現金取引の狀となりしか。爾來經濟界の發達に從ひ。其取引次第に頻繁に赴き。自然現金取引の迂遠を許さゞる勢となり。大に手形取引の發達を見るに至り。從て明治二十二年十二月東京銀行集會所有志の申合に依り。東京手形交換所を設立したり。是れ今日東京交換所の起原なり（ギンカウ參考）。商法にて【約束手形】【爲替手形】規定され。且つ一方【銀行切手】あり。融通頻繁となりしか。從て濫發の弊起り。不渡手形を見るに及べり。手形に印紙を用ふることは收入印紙の條に記せり。

デカハリ 出代とは。昔時婢僕を雇ふに二月二日を定日とし。而して來年二月二日に至れば。之を解雇するを例とす。即ち甲去り乙來る。之を出代りといふ。寛文八年幕府令して出代の期を三月五日と定められたり。今も此遺俗傳はれり。但俗間重年といふは。奴婢ともに主家の意に適したるものを雇ひ繼くをいふなり。日本歳時記（二月二日）云。國俗奴婢を求るに。今日より來年二月二日までを以て期とす。京都は三月五日より九月十日に至り。半年を以て期とす。但又質仕の奴婢は。財なかりて年數久しく居る。凡奴婢を求るに祿の少なきのみ擇へからす。又才辯あるものをあながちに好むへかす。質實にして才ある者はきはめてまれなれは。たゝ質實なるものを擇ぶへし。辯才ありて使令心にかなひたるものは多くは奸曲なり。もろこしの古き諺に。上等の馬にのり下等の人を使といへるも此意なり。」また昔々物語云。昔は家來出かはり二月二日也。寛文（戊申）の年より三月五日になる。出替の日奉公人肝煎の宿來て。御家へ何樣の奉公人何人御召抱候哉と。家々に來り聞あはせ歸る。又外のものも右之通召連來れと有レ之時は。男女五六人も召連來る。其内人柄恰好よく氣に入候者あれば。宿は何かた。大屋はたれ、先主を尋ね。切米の高。取かへ。夏貸等極め。男女とも食につき。先一日召つかひ。夫々の仕事申付。明日は早朝より參候樣申付返す。翌日も又呼使ひ。又明日參候樣申付。如レ此男女とも五日も十日も毎日呼よせ召つかひ。其内外によき者參候へば。是をかふる事も有り。十日も過候へば奉公人もはや幾日〳〵相勤候間。何とぞ御請狀被二仰付一可レ被レ下と願ふ時。請狀致させ。男其晩。女は翌晩引越候。その比の奉公人は。食につけ候て後はづし候へば。」との外むづかしくなりて。奉公人も構はれ。宿までも迷惑に及ぶ。惣じて男の奉公人など。少しも惡事あれば。手討にする。かけ落すれは尋ね出させ。引よせ。ためし物にする事。家々のこゝかしこに。一ヶ月二三度つゝも有レ之故。下々の作法もよく。刀脇指の刃の心見も調なり」。又一話一言云。寛文八年十二月二十六日將軍家より仰出され候は。一季の若黨仲間の出替り二月二日たりと雖ども來春よりは。三月五日たるべきなり。」世事百談云。近世武家編年略に。寛文八年十二月十六日。新有レ命曰。舊例江戸士民之家。入仕之奴僕。以二二月二日一爲二放遣之期一。來年以後須下以二三月五日一爲上レ期。又安齋隨筆に。江戸奉公人三月五日出代りの事。その前は。二月二日に出かわりしが。明歷三年丁酉正月十八日。江戸大火事により。その年三月五日に出代りすべきよし仰ごとありて。夫より毎年三月五日となりしよし見えたり。この說いつれが正しからん。むかし〳〵物語に。昔は家來の出代りは。二月二日なりしが。寛文は中年より。三月五日になるといへり。されども。今にても。越後あたりより。冬の入ごろ。江戸へ奉公に出くるを。世に冬奉公人といへり。これは春になれば二月二日に。一統國にかへれり。是れのみむかしの名殘にはありけるなりと思はるゝを。併せておもへば。編年略の說正しとすべし。再按するに。寛文八年二月一日江戸大火あれば。安齋のいはれし。明暦大火は。寛文の火事をあやまり傳へしにはあらずや。そは二月一日大火あるによりて二日の出かはりを。三月五日迄のばしたるが。そのまゝ通例とはなれるべし。」按るに今日にても奉公人の雇ひ方は。一年に極むるものあり。また半年に定むるもあり。明治二十七八年頃より。東京にては大概三ヶ月に定むるが多し。皆奉公人受宿（昔のけいあん）にて取扱ふ所なり。尙雇人受宿の條を見るべし。

テガミ 手紙は。もと小文（コブミ）より出たるものなり。今此條には。通途の手紙を始め。溯りて式正の呈書等に至るまで。廣く往復の文書にかゝはるをを擧く。併し事の順序。語辭の重複もある可ければ。前後通看して。其要を領すれば可なり。昔々物語に。昔は用事の手紙取遣の事稀なり。使口上にて濟。女中方も同じ。大方下女使なり。近年は口上にて濟事も。猶もつて上封まで致。それ故紙高直なり。半紙なども曾てなし。六十年以來半紙を用ることなり。」これは享保十七年の書なり。六十年已前は延寶のはじめなり。また伊勢氏の四季草云。手紙といふ名目古はなし。手簡といふは手づから書たる狀なり。手簡はシユカンなるを。テカンとよみ。テカン轉じて手かみといひ誤れるか。古は紙を横に二つに折て書をば小文と云ひしなり。其小文を略して半切紙に書て。手紙と名付たるなり。

【小文】小文と云は。半切紙の狀なり。書札條々に云。うすやう杉原などを。半切にして書くを小文と申候。是は立文を略したる物にて候。又云。小文は半切鳥の子。又杉原なり。其まゝおし折事は（其儘とはヒ子ラサルなり）少慮外なり。御内書には御小文はなし被レ折候。書札秘傳抄に云。進上謹上書には。白紙一枚にて上を卷て。其上を立文にする也。此白紙を【禮紙】と申なり。小文抔も如此。其時は禮紙をも其たけに切合て卷なり。小文の時は禮紙ひろさをば半分計につゝむなり。」小文の事。鳥の子にても杉原にても半切にして調へ。殘る半分を上卷に用る也。杉原の時は文を書く分廣く。禮紙の分狹く切べし。半分に切ては狀のたけ短くなる故也。上卷になる方は狹くても能也。捻樣竪文の如し。隱密の狀は捻め糊を付る。」小文の禮紙と云ふ事。一紙三紙の禮とも云。鳥の子又は杉原を三ツに切り調也。鳥の子の時は竪紙を

三ッに積り。一ッ分切放し。殘二ッを横に疊み。一ッ分切放し。殘り二ッ分に文言を書く也。一ッ分禮紙にして卷き。右の竪紙にて表卷する也。杉原の時は。一枚横に三ッに積り。一ッ分切放して二ッに切り。禮紙表卷に用ひ。二ッ分へ狀を書く也。上下を捻る事。紙よりにて結ぶ事。宛所以下上中下。常の竪文に同し。紙の切樣左の繪圖のごとし。一枚紙を三ッに切てもちゐるゆゑ。一紙三紙の禮紙といふなり。

鳥の子の時は如此きる也

表卷

文を書

禮紙

タテカミ

杉原の時は如此切る也

文を書

禮紙

表卷

タテカミ

禮紙に七紙禮。五紙禮。三紙禮と云ふ有り。七紙禮と云は。紙三枚重て狀を書き。禮紙二枚。表卷二枚也。極眞の禮也。又桃花蘂葉に云。晴禮以二二枚一(裏紙如レ常)書レ之。以二二枚一爲二禮紙一。其文又加二紙禮一枚一。以二二枚一爲二立紙一。初度なとは如レ此嚴重可レ然云々。いつれも都合七枚也。五紙禮と云は。狀一重に書(二枚紙也)禮紙一枚に卷て。表卷一重(二枚也)都合紙五枚を用也。是は極眞にあらず其次なり(貴嶺問答云。用二五枚一事。用二裏紙一加二懸紙一。以二二枚一爲二立紙一。以上五枚也。極恐之體也)。三紙禮と云は前に見えたり。「書狀にらいしと云は。文字を書殘したる白き所をらいしと云ふ人あり。あやまり也。らいしとは禮紙と書て。狀の上を白紙にて卷く事也。扨其上を上卷とて。別の紙にて包て宛所を書く也。是ひねり文の事也。腰文にもらいし有也。書札雜々聞書に云。禮紙にて有之は。立文は杉原一枚に書て。其上一枚禮紙。扨上卷横に卷て上下をひねり候也。又こし文の禮紙は。三ッ一ッほど切て卷て。扨上卷たるへく候云々(本文にもれたる事を。らいしにかくには。端作に追言上。又追申。又は追啓など書て。其次に段々本文にもれたる事を書く也。此事藤戒記に見えたり。古は本文に追書せし事なし。若かくからには禮紙に書しなり貞丈雜記)。

【料紙】武家書札料紙之事。書札作法に云。武家には杉原ならては文をはかゝぬ事也。引合せ檀紙なとにては。努々不可書。但し女姓のもとへの文には。引合檀紙にて書く。杉原にては書くへからず。女姓も又た杉原にて文書くことなし(貞丈雜記)。

【捻文】式の立文と云は(ひねりぶみとも云也)先書狀を書て。其上を別の白紙にて卷くこれを禮紙と云。扨禮紙の上を又白紙にて包て。包紙の上下を。其狀より餘る分をすぢかひに左へをり。また右へ折て。扨うらの方へ折る也。禮紙は謹上書の時は(等輩には謹上なり)狀と別の紙を用ふ。進上書の時(上輩には進上なり)。友紙を用ゆるなり。友紙とは狀と同し紙也。謹上進上と書く程ならば。封〆をかゝず。謹上とも進上ともかゝぬ狀には。封〆を書也。「捻文の上下を紙よりにて結ぶ事。有二口傳一よし貞順の記に見えたり。此の口傳は紙よりを一まはり廻して。まむすびにするなり。結ぶ時上の結びは紙よりの端を。我右の方なるを。左の方の端にかけて結ぶ也。小袖の上がえを上にするが如し。下の方の結びは我左の方の紙よりのはしを。右の端にかけて結ぶ也。左まへにかくる也。是上は陽下は陰の心也。まむすびにして紙よりの端を切るに。上の方のをば二刀に切り。下の方のは引揃へて一刀に切る也。二刀は我が前へ向けて切り。下の一刀はさきへ向けて切る也。是又陰陽の儀也。上二刀下一刀以上三刀也。」ひねりぶみのひねりやう。書札禮節に云。たて文は上短く下長くひねるべし。女房文は上ながく下短く捻るべし。よりにてゆふ事(紙よりにてゆふ事也)不可有之。又判形なし。とめやうはおなかしこなとゝあるべし云々(判形なしといふ。已下。女の方へつかはす狀の事を云)。玉章秘傳抄に云。普通の立ぶみ上短下長捻ゑ也。女房へ遣す立文をば。上長下短し。是故實也。此事無二左右一人しらざるを。知足院殿より美福門院へ進らせらるゝ御文。上長く下短く捻目墨をひかるゝ云々。「捻文竪狀の表卷(かけ紙と云事本名也)ひねりめに紙捻かけ樣の圖。

テカミ

テカミ

紙よりを如此折目にあてゝ折也

第一の折目

第二

表

第三の折目

第四、上ゝ同

右の如く折目の間に紙よりをはさみてたゝみて三角なる所を状のうらの方へ折返せばこの如くなる也。

裏

扨右の紙よりを表にて眞結にする也。此結やうに口傳あり。前文に貞丈翁のいはれたる趣を圖にあらはす左の如し。

紙より初めに如此かけて眞結にして二刀に切るなり

同く如此かけて眞結にして一刀に切る也

右の圖の如く折れば如此になる也。

表の方

此所を上下とも裏の方へ折返せは次の圖の如くなる也

表の方

下の方卷目はおし平めずして丸みあるやうにする也

裏の方

右のうは卷をひねるに状のたゝみやうはゞ廣くすればひねる時上下の紙のはしみじかくなりてひねりたらぬ物なり。杉原の状ならは大體状の卷たるはゞ一寸二三分ばかりにてよし。表卷捻樣左のことし。

表

同

同

宛所書樣色々書札の書にあり。今時のひねり文は頭ばかり捻る又禮紙表卷もなし。古の法とは大なる違也。

表卷捻り樣之圖(一枚紙を横にして卷て上下餘る分をひねる也)。

表の方

【結び狀】と云事昔は無之。艷書なとは結ひける也。古男の表向の禮儀に結狀といふ事曾て無之。捻文腰文小文などばかり也。

昔の艷書結樣如此

今時禮式の結文如此也艷書の少かはりたる物也古は如此なる狀なし

【腰文】腰文とは。今切封じと云物也。狀の上包の端を細くたちて。上の方はたち殘して。其細き所にて狀を卷て。餘りを挾み置也。但腰文も立文也。書札條々に云。腰文ひものとめやう。上より下へおしかひ候迄にて候。又それを下へ引とをし。又上よりおしかひ候は。女房文に用候事にて候なり。書札雜々聞書に云。ひもの事ひきくとめ候は。下しめたる樣にみえ候。中ほとよりも上に留候て可然候。封候事いづくにても封候所にて。墨を可レ付候也。又長く墨を引候事は尾籠也。御内書は一段長く御引候也（以上貞丈雜記）。今剪紙といふものは。この切封より出しものなるか。

【披露狀】付狀と云は披露狀の事也。貴人へ直に狀を奉らず。その家人へ付て申入る故付狀といふなり。披露狀。宛狀（充狀とも書なり）。付狀と云。各差別あり左の如し。披露狀は貴人へ直札は憚なる故。其家人へ狀を付て披露を賴む狀をいふ。此等之趣宜レ預二御披露一候。又は可然樣御取成所レ仰候など〻書て。其宛所は其家人の名を書なり。披露狀の宛名の上には。進上とも謹上とも不書事なり（古き案文にも謹上など〻書たるもあれ共それは書法を知らぬ書樣なり）。又此宛名のそばに。人々御中など〻脇付せぬなり。宛狀といふは。書札法式拔萃にいはく。充狀の事。披露狀も直に獻ずる心有て。猶其憚を存せば。文體披露狀の如くにして。或人々御中。或御宿所なと〻。申次の位により脇付あるべく候。是を充狀といふ。又內狀とも號し候。披露狀より猶うやまふ體なり。付狀といふは。書札條々に云。つけ狀とは文言は直札あて所內衆へ對せられ候云々（貴人へ直札の文言にて。あて所は內衆の名をかくなり。披露狀より敬うすし。貞丈雜記）。

【充名。肩書。脇付】脇付とは參人〻御中など〻書くをいふ也。狀の脇に人々御中と書事は。先の亭主の召つかはる〻人々の中へ。此狀を遣して披露をたのむ心なり。參と書くは此の狀を參らするといふ事なり。」肩書。下書といふ事有り。玉章祕傳抄云。肩書。下書の事。肩に細字に書く賞翫の事也。下書は進上。謹上の下に書くをいふなり（貞丈いはく。肩書とは人々御中の肩に居所を細字に書をいふ。是貴人へ奉る狀の禮也。下書とは進上。謹上の下に官名を書をいふ。進上は上輩。謹上は下輩に用之。肩書。下書如左）。

二條殿

人々御中

（たとへば如此。二條は居所の名也。如此細字に居所を人々御中の肩に書也甚敬也）。

進上　何官殿。

謹上　何官殿

（進上は謹上より上り也。如此進上謹上の下に向の人の官名を書を下書と云）。

書狀の宛所に貴人の名を書には。文字を小く墨薄に書くをうやまひとする是古法なり。武雜書札篇にいふ。宛所墨薄く文字細は賞翫也（條々聞書も同前）又云。苗氏を畧して官計書て人々御中と書事。一段の賞翫なり（中畧）。加樣のあて所も墨薄に小字に書べし云々。右法如此。然るに今は貴人の名を大きく。我名をは小く書をうやまふ儀とするは甚あやまりなれとも。今世上一統に法のことく成たれば改がたし。是非もなし。古法貴人の名を小く。人々御中を大く書事。貴人の御內の人々の所へ遣す心なる故如此書也。墨うすくかく事も。貴人の御名は墨こくあり〳〵とか〻

テカミ

ずとも。かくれ無こゝろ也。又たしかにあざく〳〵と書くは憚ある心なり。」書札の書に。小路名(少路名と有も同し)と云事有。弘安禮節に居所とあるも同し事也。宛所に貴人の名を書くに。其官名をかゝずして。其人の住給ふ所の名を書く事也。たとへは一條殿は一條に住み給ふ故に。一條殿と書く類を云ふ也。公家ならずとも。武家にても其人の住む所の名をかくは。其人の官名を書るよりも。一段うやまひたる儀也。勿論小路名書くほどなれは。人々御中と大字に書なり。小路名をは人々御中の肩に小字に書く也。」脇付に進之候。進覽なとゝ書く事。謹上。進上と書ぬ狀の時の事なり。進上。謹上と書く時。脇付に進之候。進覽抔とかけば。重言になる故不書之なり。進上誰殿。謹上誰殿と書時は。脇付は御宿所とかくなり。」我返書の事を。御報貴報なとゝ脇に書事。我か事に御の字貴の字付るはいかゞなれども。昔より如此用來れる事なれは。改るに不及なり。」打付書とは。狀のうは書に脇付をせざる也。下輩へ遣す狀には。打付書にするなり。」出家方への書狀の宛所に。何々御房。又何々御坊と書事。出家の家を房と云也。坊も同し。其房の主なる故房主とも坊主とも云なり。「武雜書札篇に云。坊の字昔は大畧房の字なり。」近代坊と書事は誤なり云々。」近代とは東山殿などの時代の近代なり。房の字は。イエ。ツホ子。子ヤなどとよむ字にて家の事なり。坊の字は。ツヽミ。チマタ。マチなどゝよむ字にて。家の事に用る字にあらさる故誤なり。」衣鉢閣下と書く事。衣は出家のころもなり。鉢は出家の持つ鉢の子なり。閣は二階作りの門なり。今山門と云物なり。出家の門へ此狀を遣すと云心にて。衣鉢閣下と書なり。又侍者御中と書事。侍者は和尚のそばに居る出家をさして云なり。」出家などへ遣す狀の脇に。玉床下。又床下などゝ書く事は。此狀を先の人の床の下へ遣す心なり。床は机に向て學文する時上りて居る臺也。玉の字を付るは床をほめたる心也。玉にてかざりたる床と云心也。榻下又玉榻下などゝいふ榻の字も。床の字と同し心也。書をよむ時のぼりて居る臺也。机下案下なとゝ云も。机案二字共につくゑと云字也。此狀をつくゑのもとへ遣す心也。窓下と云も窓は家のまど也。窓に向て學問する人のまどのもとへ。此狀を遣す心也。足下と云は先の人のあしのもとへ此狀をおく心也(几下と云は机下に同しつくゑのもとなり。以上貞丈雜記)。

【文言】世に通用する書狀の文言。昔の詞を用ては今世の風に合ず。無禮の樣に聞ゆる事あり。まして漢土の書簡の詞を交て書たるは。耳にもたち人によりてはよめもせず。意得かぬる書もあり。無禮にもなる也。今時學文ある人は如ㇾ右なる事あり。宜しからぬ事也。學文の友達なとの間にてはそれにてよし。世上表だち公儀むきの書札は。世上一統の習はしに隨ふへし。いらさる漢土風を用へからず。人のほめぬ事也。」一筆と相認事は。いそがは敷に取あへずに不申候て不叶事を。いさゝか書付て遣はす。此の一筆にて用の相調事をいふ也。おし立て遣す狀に。はしに一筆と相認事は無其詮之由申傳ると云々(細川幽齋書札抄に如此いへり)。今世專ら急度したる狀には。必一筆令啓上候と書く事。あやまり來れるなり。それに付て。一筆の眞行草。令致仕などの上中下あり。皆近代の定也。書札の古案急度したる狀に。一筆令啓といふ文言曾てなし。鞍馬天狗と云猿樂の謠に。一筆令啓上候古歌に「けふ見すはくやしからまし花盛り。咲も殘らす散も始めす」。實に面白き歌の心。たとへ音信なくとても木陰にてこそまつへきに云々。是此歌ばかりを。たゞ一筆かきて送りたる心也(同上)。世上通用の書翰の起頭に一筆啓上致し候と書く事此頃より始ると見えたり。女子の一筆と書出す事は古き文にたま〳〵これありとなん(東海談翁草等に見えたり。武江年表寛永二十年の條)。古き披露狀の案文に。此等の旨宜得二御意一候との詞あり。御意とは向ふ方の奏者の意を云也。奏者か宜敷樣にとりなしを申上るは。奏者の意を此方へ得る也(今世の人は人に逢ふ事を。御意を得るといふによりて。古狀の文言を讀て心得かたき也。又人のもとより贈物を得たるを。贈給と歟。被贈下と歟云へきを。被懸御意といふも。あやまりなり)。古き書札の案文に。草花贈給候祝着申候なとゝ云文言あり。祝着と云詞古の狀に多し。祝の字は執の字の用違也。祝も執もシウとよむ。同音の字なる故用たる也。古は文字の吟味もなく用たる事いくらも有。執着とは物に執念を懸てふかく愛する心也。祝着は執着の事也。古書には花飾と書べきを過職とかき。物騷と書へきを物窓と書き。無二物體一と書べきを無二勿體一とかき。非興と書べきを比興とかき。案内と書へきを安内と書き。嗚呼と書へきを尾籠とかく類ひ。皆文字の吟味もなく書きならはし來る。」珍重之事。釋氏要覽云。珍重俗に云安置也。但合掌俯首示教也云々。宣胤卿記に云。永正十六年條。中御門殿へ文書久不申通恐服候。御勇健候哉珍重候。恐々敬白云々。此頃はや如此かきし也。」古き狀の文言に何々候畢。何々候訖。とあるを候おはんとよむ人あり。わろし。候畢をば。さむらひぬとよむへし。候訖をは。さむらひきとよむべし。文體に依てぬともよむべし。」書狀に何々候と書事。候の字は少うやまふ詞也。然る間下々へ申渡文書などには。候と云字は用ざる事也。たとへは可相心得候といふ事を。可相心得者也なとゝ書也(以上貞丈雜記)。世俗書狀の文に。恐悅といへる言あ

り。貴人に對して悅びを申事にもちふ。此字恐惶恐々などの恐の字とはちがひて。おそれて喜ぶといへる熟字。いかゞと思ひ侍りしに。中山内大臣(忠親公)殿の貴嶺問答をみれば。恐悅相半といへる言あり。これにて字義の誤れるをしるべし。一たびはおそれ。一たびは喜ぶ義也(一話一言)。京都將軍時代武家の書札の禮は。弘安禮節を本にして用ふる也。狀の止所の詞。弘安禮節に七段あり。一に某頓首誠恐謹言(某の所は名乘をかく也)。二に某誠恐謹言。三に某恐惶謹言。四に恐惶謹言。五に恐々謹言。六に謹言。七に之狀如件。」以上と書事。是も箇條多く書たる奧には以上と書なり。一ケ條の時に以上とかゝぬもの也。目錄なとも同しとも也(貞丈雜記)。近世書札の終に以上と書は。或曰これ本贈物の目錄の終に以上と書す。以て上るといふ事也とかや。されは中世下し文の終に以下と書し。これ官長より令する文書なれば。下すと書す。贈物は先を尊て以て上ると書す。夫より書札にも以上の字を筆せしと云々(隨尻)。今書牘の結尾に。不備。不宣。不具。不一など書り。その始めを記す。淸波別志云。五代劉岳書儀。以二不宣不備一分二輕重一。今之尺牘尤謹二於此一。文撰楊修答二臨淄王一書末云。反答造次不レ能二宣備一。仍併言レ之。蓋著下裁剡不レ克二周悉一意上。二字其果有二輕重一耶。三四十年前。書辭修敬。以二頓首再拜一爲レ重。今非二上覆一。則有二簡驕之嫌一。要知三拜重二於覆一。訂譌雜錄云。野客叢書云。漫錄謂。文選楊修答二臨淄王一牋末曰。造次不レ能二宣備一。書尾用二不宣語一起レ此。僕觀漢高祖初定二天下一。諸侯王上疏云々。末云。大王功德。著二於後世一。不宣昧死再拜。此正不宣語之所二從出一也。案レ此。則東軒筆錄謂。宋人書問。自レ尊與レ卑曰二不具一。以レ卑上レ尊曰二不備一。朋友交馳曰二不宣一。强爲二分別一。其說非レ是。金壺字考二集云。天香樓偶得。車若水脚氣集云。王右軍帖。多于二後結一寫二不具一。猶レ言二不備一也。有レ時寫二不備一。其不具草書。似二不一一一。蔡君謨帖。竝寫二不一一一。亦不レ失レ理。按レ此則知。今人于二書束後一。每書二不一一。其原始二于右軍一也。又陳琳爲二曹洪一。與二魏文帝一書。辭多不レ可二一一二一。麁擧二大綱一。以當二談笑一。注一二委曲也。王羲之十七帖。足下所レ云。皆盡二事勢一。吾無二間然一。諸問想足下。別具不二復乙乙一。蔡帖之不一一。或本二乎此一(梅園日記)。

【封方】狀を封するに糊を付る事古よりありし也。淸少納言か枕草子に云。遠き所より思ふ人の文を得て。かたくふんじ(封)そくひなどはなちあくる。心もとなし云云。一條院に仕へし官女の書し書にみゆ。されは久しきことなり(貞丈雜記)。書狀を紙に包み。糊にて附け封するを糊封の狀といふ。古代これなき事なり。是は慶長。文祿の頃より始まれり。この時亂世なるゆゑに。糊封を用ひしなり。石田三成もはら用ふ。包樣は醫師の藥包を學ぶなりと。ある書札の書に見えたり。此說さもある可し(四季草)。其封じ目は必手紙の裏の下部にあるを本とす。上部になるは失禮とす。下輩へ與ふる體なり。封文は途中にて開けば必ず知るゝなり。後文封筒の條參看すべし。【封じ目に書く文字の事】嘉良喜隨筆云。女中の夕。これは封の字の學也。〆。これはトといふにて。男の文にあり。三禮口決云。夕。此本は封の字なり。笠澤筆塵云。或曰。女の文の封に。夕と書は。行の字を草書に斜に書たるなり。斜行は急に行意也。後に略して〆とかく。トといふ字にあらず。行の字を書たる轉也。莛響錄云。狀の封目に。〆といふ字を書候事はいかゞ。答に。行といふ字をかくことのよし。詞花懸露に見ゆ。又宗五が記には。二つ引て點を打なり。封といふ字を草に書たる體なり。假令は如二此夕一。物など包ての封には一引へし。一つ引て點打は。さげたるこゝろなり。〆かくの如しと云々。宗五が說。封の字の草書といひたり。行といふ字と大きに相違す。しかしながら。此ことは前に歷々御沙汰ありて。行といふ字可然のよし。承たる事候故。愚老などは。行の字と心得候。宗五は武家の事なれば。又別に子細も候へし。愼言按するに。はやく此事をいへるは。消息耳底祕抄云。女房の許へ消息の事。或說云。[illegible]書なんどをば上下一寸許つゝ折返して。引結て。上の封には。行の字を草に書なり。是は互に逢ての後の文體なり。麒麟抄云。女房の文には立文の紙を長くするといへども。當時必左もせざりけり。捻目にはり。此程に上より下へ長引也。など有に據るに。切字古說なり。又按するに。切字はもと拜字の草書より誤れるなるへし。其證は淸の胡鳴玉か訂譌雜錄云。今人書[illegible]。用二又行二字一。不レ詳レ所レ出。且不レ解レ所レ謂。予偶檢二一帖一云。十月十七日。州民王操之。頓首頓首。舊京先墓毀。動聞問傷惻痛不レ可レ言。未レ得二陳慰一。白牋不備。操之再拜。拜字草書。與二行字一無レ異。因悟又行之行。乃是拜字。又拜即再拜。初非下另作二一行一意上。これ唐土にても拜を行に誤たるなり(梅園日記)。今人書狀を封するに。〆等を引は。封字の傍をとりて。封ずといふ意なり。いづれの頃より墨を引事にはなりしや。江家次第正月十一日。縣召除目下に。今夜加波加利。大臣卷二大間一。次結二固成文一。結レ之上引レ墨。已上入二一筥一進レ之とあり。又北山抄に。封字代。近代急引レ墨とも見ゆ。枕草紙(すさまじき物の條に)。文のむすびたるも。たて文もいときたなげに文字なし。ふくだめて上に引たりつる墨さへ消たるを。おこせたりけり。夫木集に「此度は見で返しけり手馴つゝ。引墨たがふ文字の上書」(茅窓漫錄)。今は蕓

の字を書く人あり○又古く魚の字書く事ありしは○魚は夜も寐ぬものなれば○封緘をよく守るの意なりとぞ○

【火中】今の人他人に見せじと思ふ書簡には○火中の語を書加ふる事あり○これふるきならはしなり○山密徃來云○定參差僻言非レ一候哉○高覽之後○速可レ被レ投二火中一者也○耕雲口傳云○他見は禁制なれども○此人へ一目見せて後は○すみやかに丙丁童子にさづけらるべし（按に丙丁童子は火なり碧巖錄第七則にあり）○宗長手記（大永五年條）云○古今集聞書五册○口傳切紙八枚○氏輝へ參らせおき侍る○あとはかもなきこと○はづかしく思はぬには侍らねど○氏輝二十にもあまり○此の道いたく深くならせ給ひて○後自見ありて○無用の物とも思ひ捨給はゝ○八人童子にあたへらるべからんや（按に酉陽雜俎○壺史篇に○八人乃火字也とあり○梅園日記）○

【散し書○竝に女ふみの留かた】女房の散し書は○立石樣○藤花樣を以て書也○貞順記に云（伊勢六郎左衞門の記）藤花樣とは○上を揃へて下不同○譬へば藤花の咲みだれたる樣成べし○立石樣とは○上不同に書て○下を揃へて書也○山水の立石の如し○是皆ちらしがき也○又小筋書とて○二行揃へて書くもあり云々（立石樣○藤花樣の事○三議一統にもみたり）○又或書に鴈行樣と云もあり○是は行の頭を段々下りに○鴈のつらなり飛形の如くする也（ちらし書に○文をかく事○歌をちらしかくより出たり○一へんちらして書べし○もし一へんにあまらは○二へんも書へし○今世三へんかへし○五へんかへしなどゝいふは○なき事なり○さやうにいくへんも返してはよめがたく○用事もたらぬなり○用事のことはちらさず書べし）○

小筋書　　藤花樣　　立石樣　　鴈行樣

目出度かしくと女の文留樣の事○京都將軍の頃までの古書古案等に見えず○とめはあなかしこと書なり○條々聞書に云○女房文のとめやう○とめ所は御心得候て申玉へとも○又御心得候て申入られ候へし共候て○あなかしこと留へし（貞丈雜記）○

【德川幕府呈書竝に文書等の布達】呈書文格○天明七丁未年（月日闕）○遠國狀竝進達書用紙書式の儀に付達○遠國狀且又諸向より差出候諸書物進達書等に相用候料紙之儀○先年も相達候處○今以宜き紙を相用候向も有之候○以來紙を吟味いたし候に不及候間○可成丈麁紙を相用可申候○認方等も遠國狀其外○至而細字に認候向も有之候得共○書面も程能可相認候○遠國狀も奉書紙に不限○其所之相應之紙○何紙に而も相用可申候○書面を強而致吟味候而者○其場所々々之不辨に相成○却而御用向手間取候樣にも可相成候○尤遠國役人者當地に詰合候者より相達候樣可被致候事（御書付留を按するに○天保十二乙丑年十二月○更に前條の令文に末文を附して布達あり○即ち左に附記す○右之通○天明七未年相觸置候處○遠國狀竝諸向より差出候諸書物進達書等に相用候料紙之儀も○いつとなく宜敷紙を相用○且認方等も遠國狀其外至而細字楷書樣に認候向も有之候間○天明度相達候趣○無違失相守○向後は成丈麁紙を相用○認方等細字は勿論楷書樣に無之樣に○和樣に而不敬に不相成樣に相認可申候○」寛政二庚戌年正月十一日○越中守書取○近來應對竝書面文通等格別に崇敬致候樣相成候○右體者其程々に隨ひ候儀に可有之處○格別に而者却而不敬にも至候○登城前逢に被罷越候人も○始終平伏被致候樣に相見候○輕き御役たり共○仕宜等被致外者○面體見え候程に可有之儀に候○竝老中等へ被申聞候書面にも○奉入御覽候○又者被遊御渡候○奉畏候抔申文言も有之候○掛御目候○又者入御覽候○御渡被成候○奉承知候○又者承知仕候抔申程に可有之哉に候○安否被尋候にも○機嫌被尋候樣成儀も折々有之候○縱御目見以下に候共○機嫌可被尋儀に者有之間敷候○雖有抔申儀も○上へ拘はらさる事に者申間敷儀に候○同輩文通等も近來者餘り丁寧を盡し○却而敬禮に相違致し候にも至り○人情輕薄に流候儀に候間○此旨を被相含○寄々可申合候○但右之通に候とても○文言等俄に改候には不及候○御用多之中に而○文言をも其度々改候者○又々繁雜之基に付○是迄之通り出來候はゞ○其儘に而可被差出候○一體之處如此に被心得○速々相直候樣可被心掛候○右之趣御役人之面々へ口上に而可被申達候（憲法類集）○

【文箱】古へは惣梨子地にして○一面に蒔繪をしたる物は○公方樣用ひられし也○私には惣黑ぬりにして○ふたの上に草木のもやうなど一本まきゑにしたる也○常照愚草（伊勢守貞陸作）云○文箱の事○なしぢひたまきゑなどのをば可レ有二斟酌一○まきゑも草木一本などは不苦とあり（文箱の名○文明○大永頃の書に見えたり○其已前よりもありし物なるべけれども○文明大永頃より前の書には未見當○貞丈雜記）○按するに○源氏若菜の卷に○ふばこと云事見えたれば○貞丈氏の說○いかゞとぞおぼゆる○」

文箱のふたの上を朱漆にてぬれるは。紅箋の遺意なるべき歟（南畝莠言）。右文書のことは。尚いふべき條多けれとも。餘り蕪雜なるを以て省きぬ。

【雜則】德川氏の時。手紙の書き方に種々の例あり。以上と云ふ文字は紙の中央より上へ寄らぬ樣に書く事。候と云ふ字は行の頭にならぬ樣書く事。但し候に付候へどもなど續く時は此の限にあらず。御の字。樣の字。殿の字を略して草體に書かぬ事など是なり（樣の字の事尊稱の條下に見ゆ）。殿の字も楷書に書くを丁寧とし。行書を次とし。目下の者へ遣す狀には。己の名より低く。どのへと書く法にて。樣とは書かぬなり。

【片苗氏】又貞丈雜記に曰ふ。書狀に人の名を片苗氏に書くをうやまふ禮とするは。古はなき事也。近代のはやりこと也。古は貴人の名には一向苗氏をば不書。其次少うやまふ人は苗氏をば二字共に書て。一體の文言脇付等にてうやまふ禮はある也。書札の法に。人の名を切て。たとへば一行めの下に細と書。二行めの上に。川と書き。細川と云苗氏を二つに切て書く類を忌む也。然るに今は上書にわざ／＼人の苗氏を切て一字を書く事。古法にも背き。その上無禮なる事也。又下輩へ遣す時は我苗氏を片苗氏に書く事有るやうの事も今は世上一統法式の如くなりたれば。改がたし。是非なく當世に隨て書べし。古法は如此にあらずといふことは知り置べし」とあり。片苗字とは細越中守樣など一字を畧するを云ふなり。凡て己れの名は實名を委く書くほどを丁寧とし。宛名は畧して書くを貴むとする慣例より。此の如き事になりしなり。

【封筒】狀袋また封じ袋とも云ふ。甲子夜話に曰ふ。「天漾子曰。世の中の物好と云ものも。その時々色々變遷するものなり。二十年（文政年代）前は手紙は全幅又は半幅の紙にて。斜に封ずるの外の事は世になし。中以下の所にて。略して封筒を製し。蝶鳥又は七寶形紗綾形などの繪を題面の四方に色摺にして。たまさかは用る事ありしが。中以上の人の用ることは無し。或時橘千蔭草畫の雁に雲をあしらゐたる封筒を作りて余に贈りしが。形製淸雅なればとて。朋友の往復にも用ひ。又余雙裡紋と蕉紋とを新彫して用ひしかば。彼是にて取はやしける中。都下の上下貴賤傳女一同に封筒を用ることとなりて。今日にいたりては。その繪樣の變化千萬を以て數ふべし。これ瑣小事といへども。目前にかく迄移り行しも。をかしきことに思はるゝなり。天漾子より靜叟は年やゝ長ぜり。この封筒は先大人失せし頃（思ふに明和の末か）。既にありたり。然れども暫時世に出て識る人も鮮くして尋て沈沒せり。しかるに近世の繁昌殆ど常行の物となれりとあり。今は専ら公私共に封筒を要することとなり。[illegible]て其形は大小各種となりたり。

テグス 天絲。（ギヨレフを見よ）

テジナ 手品は。一種の遊技術なり。其練達なる者は理外の事をなして人目を眩惑せしむ。西洋手品は化學の作用に出で。日本手品は熟練の妙工に出づ。共に遊戯の一なり。嬉遊笑覽に江談（二）呪師猿樂於營始事三條院圓宗寺を供養せしむる時。俊綱朝臣始構出すの由見えたり幻術なるべし（拾芥抄を按するに。後三條院本名圓明寺と有。俊綱は宇治殿頼通公の子なり）。事物紀原に。生花と云もの有。其文に今京城有二生花一種植以戯者。按。前漢張騫傳。顔師古注云。眩與レ幻同。今吞レ刀履レ火種レ瓜植レ樹。屠レ人戮レ馬之術是也。本自二西域一來。由レ是言レ之。種レ瓜植レ樹。即生花之事也。蓋自二漢武時大宛所レ獻眩人一始云。またないてかゝるわざなす眩人なれば。呪師と云はるなるべし。後世のてづまつかひのとき者にはあらず。これも彼唐儛の圖中に。馬の口より人の出る。又口より火を吐くかたをかけるあり。此類なり。かの新猿樂記に。唐術といへるは。かやうの類を廣くいへるにやあらん。元龜天正の頃。果心といへるものあやしき術をなして人を驚しめしとなむとあり。元祿の頃鹽屋長次郎と云へる者尤も此技に長せり。還魂紙料に。鹽屋長次郎は放家師にて。太刀かたなは更なり。牛馬をさへ吞眼くらましに長たり。難波にて大に流行し。元祿の頃江戸に下れり（原鹽屋九郎右衞門座のかぶき者とも。又鹽をあきなひし者ともいへり）。西鶴置土産（元祿六年印本）に少年の事をいふ條に。松風琴の丞年十七影人形よくつかひ申候。此ほか口から水を吹いだし。壁に文字を寫し申候。品玉鹽の長次郎まさりに候。又餘情男（元祿十五年印本）に。酒のむ口もと牛猪にても飲べしと思はれ。鹽屋長次郎が木戸十二文半の足に相應な手して盃を持云々（是は大上戸を長次郎に比て嘲る文なり）。」怪談諸國物語（正德二年著）「松田がからくり鹽屋が手づま云々。又輕口いくよ餅五の卷に「江戸境町にて。今度上方よりまかり下りました。鹽賣長次郎。根本は是ぢや。ありや／＼。馬を吞ます。牛をのみますと。木戸口に呼れど。鹽賣長次郎とある芝居四五軒もあれば。いづれか正眞ならんとはいりかねて。木戸口より覗く。その中に子ども四五人立ならびて覗きゐたれば。木戸番腹を立て。こゝな子どもは。此芝居に何がおもしろいとがあるといふて叱つた。」といふ落しの話を載たれは。當時は流行し者なるべし。また嬉遊笑覽に。輪鼓。豆藏。鞠つかひ。輕業様の事を云へり。云く。輪鼓とあるは。和名抄本朝相撲記云。輪鼓

二人。(諸雜藝之中。弄輪鼓之者二人也。今按。此物所ㇾ出未ㇾ詳。但其形如₂細腰鼓₁。而輪₂轉于絲上₁。故以名之)。沙石集に。其形中のくびれたるをいへり。右に引る職人盡放下が服に付たる紋りうご也。放下がまはす物なれば也。そのまはすやうはしるべからねども。中のくびれたる處の緒を卷て。はかたごまなどまわすやうに。中に投て緒のうへに承。少づゝ投上廻る。いきほひつよくなる處を高く投あくるわざなるべし。(今のはかたごまの。てふながけといふ者の如し)。輪₂轉於絲上₁とは是をいふならん。放下師を今豆藏といふ。齋諧俗談といふ物に。貞享元祿の頃攝津國に一人の乞士あり。名を豆藏といふ。市中に出て常に重きものをさゝげ〳〵錢を乞ふ。又一人の小兒を梯に登らせて。其身は楊枝を加へ。はしごを楊枝の先に立て。起居ゆく事心にまかす。小兒もまた馴て怖れず。或は長き鎗を鼻の先に倒に立て行。または藁のしべ一筋を鼻の尖りに立て。其しべ倒れず唯練磨のみといふ。又外に人ありて腹の上に大きなる臼を置き。仰て杵にてつかしめ。或は發を腹のうへに置て。人二人これに登りて躍るといふ。請身といふ類ならむといへり。此者より豆藏といふ名は起りしにや。これも其者のまことの名にはあらで渾名なるべし。手練今昔物語。右近の陣に春近といふ舍人有けり。鞠をなむ極て微妙に蹴ける。其春近が後の町の井の甯に押懸り立て。若き女共などの數有けるに見せむと思ひて。鞘より勁厰を取出て手の爪に立て。井の上に差出て四五十度計り返し立けるを。人集て此を見て興じ感じける事限りなし。然る間年老たる女寄來て此を見て云。興ある態し給ふ主かな。古は此る態する人ながりき。いておのれ習ひ申さむとて。袖に差たる針を抜き出て緒を付ながら爪の上にして四五十度計返しければ此を見る人皆奇異に思けり。宗長紀行に。天正四年六月十六日夕立して宇都の山に雨やとりす。この茶屋むかしより名物十團子といふ。一杓子にかならずめらうなとにすくはす。古今夷曲集駿河國宇都山にて。團子賣ものゝ杓子もて。必十つゝすくひあくるを見て。藤原雅章卿「すくひやう其名たがわぬ十だんご。杓子定木もかたは有けり」。又藤原政宗「十だんご十づゝ十はくひぬとも。幼き口にあかんものかは」。後に是を數珠のやうに緒につなきて賣れり。東海道名所記。十團子その大さ赤小豆ばかりにして麻の緒につなき。いにしへは十粒を一連にしける故に。十團子と云ならむ(明暦萬治のころはやくかやうにしたり。十づゝしやくひしを人もめてさりしなるべし)。西鶴が諸國咄に。長崎半左衛門が。ひしやくの曲つくしを名譽とおもへば。京のこり木町に若い者共集りて。束ね木山の如くつかみかされ。下より三間も高き上より茶が呑たいとよめば。天目に入ながら投るも少しもこぼさず。取事幾度にてもあぶなからず。又近江の湖にて白髭の岩飛。よし野の瀧おとし。是みな練磨なり。飛鳥井殿のえほし付の鞠をみて。油賣一升はかりて錢の穴より雫も外へもらさず通しけるとかや。たとへは無筆たるもの將棊の駒を出に同じ。三曉庵談話といふものに(薩州の畫師木村靜隱。寶暦中七十餘歳にての物かたりを記す)。南的は能學寺の住持にて隱居して。荒田八幡邊藥師堂後に庵をかまへ居られ候。茶湯すきにて柄杓に水を汲。釜の内に投入るゝに露ほどもこぼさず能しなれたり。故に南的の投柄杓と申傳候(又美濃國の或門徒寺の住持末座より。上客の杯うけたる中へ。柚子をへぎ投入るゝ事妙を得たと。坊主にて候へ共。經文なとは讀不申。かやうなる徒事によほど隙を費候段申候とあり)。宇治拾遺物語慈慧僧正戒壇つきたる條(上略)僧正の曰く。いかなるとも。なしかははさまれぬやうやあるべき。なげやるともはさみくひてんとありければ。いかてさることあるべきとあらかひけり云々。煎豆をなけやるに。一間ばかりのきてゐ給へて一度もおとさずはさまれけり。見るものあざまずといふことなし。柚のたれのたゞ今しぼり出てたるを。まぜてなげてやりたるなぞ。はさみずべらかし給ひたりけれど。おとしもたてず。又やがてはさみとゝめ給ひけると見ゆ。近來柳川一蝶齋の如きは。白紙を蝶形にひねり髮毛を結ひ付。扇子を以て遣ひ。眞に迫らしむるの妙術を極む。現今は歸天齋正一。引續きて松旭齋天一など。外國手品をも熟練して。ますく奇妙の術を演ずるに至れり。

テヂヤウ 杻は。手に加ふる刑具なり。日本紀に。杻械をあしかし。てかしとよめり。されと杻は手かし。械はあしかしなり。杻は梏と同物なるよし。爾雅に見えたり。されはかしの木もて。此物を造れるよりよへる也。今いふ手でう是也。てかせあしかせともいへり(和訓栞)。徳川氏のころ。平民に咎めを申付るに手鎖を加ふることあり。これ古のてかしなり。されと木製にはあらず。鐵の錠なり。尙あしかし。くびかしの條を見るべし。

テツ 鐵。クロガネと訓す。支那の古にありて靑鐵となづけ。北部靺鞨の兵器を以て顯はれ。我國にて神代より鐵。武器ありしと見えしも。今や兵器。及び諸種の機械は鐵製を以て重なるものとす。鐵に生鐵(ヅク)。銑鐵。鋼鐵あり。我國中古以後刀劍の名高きは鋼鐵の鍛練其精巧を盡したるによるものにして。今日の兵器其他の製鋼法は英國人ベスメル氏の法によるものにして。白熱して水蒸氣を吹き込ましむる者なり。鐵は亦黃紺黑等の色素原料として用ひらる。鑛山發達史(明治卅三年出

販)に。全國の鐵鑛の事を載せたり。左に抄出す。

【釜石鑛山】(鑛業人田中長兵衞)位置。釜石鑛山は巖手縣陸中國上閉伊郡に在り。甲子。上郷。栗橋の三村に跨り。中間に片羽山あり。海面を拔くと約四千尺。鑛床其東西に敷衍す。此地一體地勢高峻にして山嶽相連り。採鑛場は各〻海面を拔くと約千六百尺乃至三千三百尺の山間に在り。谿流の源を片羽山に發するもの三あり。其一は橋野川と稱し。該山の東北より出て東流すると凡そ六里にして。鵜住居に至りて海に注き。其二は甲子川と稱し。源を東南麓に發し橋野川と相竝び東流すること凡そ五里にして釜石灣に朝す。其三は早瀬川と稱し。西南麓より出てゝ西流し。北上川の支流たる猿ヶ石川の上流となる。鑛區坪數。採掘特許面積は八十一萬九千四百二拾四坪とす。近傍著名の市町名及距離。當鑛山より東方五里を隔てゝ釜石町あり。沿革。當鑛山は文政六年頃。獵夫狩獵の際發見せりと云ふ。降て嘉永二年參河の高須某陸中の人中野某。始めて大橋外三ヶ所に舊式高爐を築き以て製鐵を創始せり。明治維新の際。舊藩主南部氏鑛業を奬勵し。大島高任をして鎔鑛法に付き洋式を折衷して此れが改良設計の任に當らしむ。爾來鑛業稍〻其面目を改む。明治六年盛岡の豪商小野善右衞門之を讓受け。大橋に改良高爐二基を新設せり。是より先き政府各地鑛業の改良を經營せしが。明治七年大橋鑛山を買上ヶ釜石町の西十四町字鈴子(現今釜石本工場)をトして。工場の位置を定め大に起工に着手せり。此に於てか釜石鐵山の名始めて世上に顯はるに至れり。次て英人の技師六名を聘して技術を監督せしめたりと雖も。成績好からす收支償はす遂に一時廢鑛の非運に際會せり。其後田中長兵衞政府に請ふて。鈴子工場の一隅に小高爐二基を築造して試製に着手し。好成績を得たり。爰に舊鈴子工場全體及釜石港棧橋の拂下を出願し。大橋に分工場を設け。鐵皮木炭高爐二基(高十メートル)を建設し。鈴子工場に同形高爐二基を築造し。大橋山及橋野山に諸鑛區を買收して一團となし。又近傍の山林を購求して燃料供給の基礎となし。爾來益〻斯事業を擴張し。現今本邦の鐵山中第一位を占るの盛運に達するに至れり。製煉所の位置。製煉所は鈴子工場(一に釜石本工場と稱す)及大橋。栗橋の二個の分工場あり。鈴子工場は釜石町字鈴子に在り。大橋分工場を距る四里半。栗橋分工場を距る六里半とす。大橋分工場は甲子村字大橋に在り。栗橋分工場は栗橋村字橋野に在り。大橋及栗橋分工場の距離二里半とす。「販路」。製造銑鐵は大阪砲兵工廠。横須賀造船廠等に於ける。陸海軍兵器製造原料として販賣し。又東京大阪其他各地の鑄物用銑として需用多し。從來著しき改良を施したる要點及將來改良の見込は。明治七年官行の際設備の主なるものを擧くれは。一。釜石港に於ける棧橋(長八百二十尺。幅二十三尺)の築造。二。該棧橋及大橋間竝に其途小川口より分岐して。小川木炭山に至る滊車鐵道敷設(延長凡そ拾五里)。三。大橋停車場より採鑛場に至る鑛石運搬車道の開鑿(全通せすして止む)。四。鈴子工場に於ける高爐二基(鐵皮式高さ六十呎)熱風爐三基(ウイットウエル式高二十八呎)。送風器一臺(直立直道式)。其他附屬諸建築。五。鈴子工場に於ける煉鐵場建設(ハツドリングフアルチース十二。ウエルデングフアルチース八。ローリングミル三。滊槌二。滊鋏四。滊鋸一。其他諸機械)。六。鈴子工場に於ける鍛工場。仕上場其他諸建築工事。廿七年五月より木炭高爐一基(高十二メートル)の製銑を開始す。又新山採鑛場より大橋分工場に至る車道を開通して輕便鐵道及自働斜鐵道を敷設し。大橋分工場より釜石橋に至る馬車鐵道(内鈴子工場より棧橋迄は小滊罐車を運轉す)を開設し。又官行の設置に係る大高爐を用ひて。コークス銑を製造する爲め新たに銑鐵場コークス竈を建設せり。鈴子に於ける二小木炭高爐を修繕して。高さ各十二メートルとなし。送風機及熱風爐を增設す。嘗て計畫着手せし佐比内隧道を(長百八十間)開道し。及ひ其下に布設せし自働斜鐵道に依り。大に佐比内の良鑛を運搬するの便を得るに至れり。將來政府が製鐵所の原料鑛石を供給する爲め。採鑛場より大橋迄ブライフエド式空中索道三線を架設し。大橋より釜石湊迄滊車鐵道を敷設し。棧橋を增設して二千噸内外の船舶を碇泊するを得せしめ。一ヶ年十五萬噸の鑛石を搬出するの計畫なりとす。

【間戸洞。重王堂。陀の鼻鑛山】(鑛業人村非安之助)位置。本鑛山は岩手縣陸中國江刺郡米里村に在り。種山の南西に位し。日本鐵道線路中水澤停車場の東に當れり。入首川本山の西脚を洗ひ。西流して玉里。片岡。愛宕村を過ぎ北上川の本流に合す。鑛區坪數。採掘特許面積間戸洞山は二萬九千九百五十九坪。重王堂鑛山は三千八百六十八坪。陀の鼻鑛山は一萬二千三百十八坪なり。近傍著名の市町名及距離。本鑛山の西方五里三十町を隔てゝ岩谷堂町あり。普通需要品は此地に供給を仰げり。沿革。明治十二年二月江刺郡米里村菊池儀左衞門の發見せし所にして。同十四年に至り黑澤尻町木村忠兵衞の所有に歸し。同廿六年村非安之助之を讓受けたり。一ヶ年產出高十八九萬貫に過ぎさりしが。三十一年に至り二十九萬貫を產出するの盛運に達せり。製煉所の位置。本鑛山を距る二里十八町。陸前國氣仙郡世田米村に在り。「販路」。盛岡及仙臺福島等に販賣す。

テツ

【菅谷鐵山】(鑛業人田部長右衛門)。位置。　菅谷砂鐵採取地は島根縣出雲國飯石郡吉田村及仁多郡田井溫泉兩村に跨り。其の區域三四里に延亘散在せり。鑛區坪數。採取許可面積は百三十七萬〇九百五十四坪とす。　近傍著名の町名及距離並に運搬の便否。　吉田町は西南十町に在り通路極めて險惡なり。西一里國道に出れば掛合町あり。掛合町より三里にして宍道町に至る。此の間僅に馬車を通す是より松江市へは宍道湖に依り舟楫の便あり。　沿革。　延喜四年の發見に係り。文永元年始めて操業せり。往古の製煉法は到る處鐵砂を堆積し薪材を投して之を燒き。以て鐵塊を作りしものゝ如し。其の後野爐と稱し粘土を以て爐形を構造し鐵砂を此に運搬し。或は鐵砂の所在に野爐を設け。燒きて以て鐵類を製造せり。爾來更に製煉法に一進歩を加へ家屋を構へ場内に於て操業するに至れり。元祿年間(今を去ること二百年前)に至り累年の凶荒に因り。異常の衰頽を來し。一時殆と廢鑛の慘況に陷りしも。舊藩廳の保護恩典に由り僅に鑛業を繼續せり。文政年間より嘉永年間に至る間は。實に本鑛山の旺盛時代たり。爾來明治十三年頃迄は稍ゝ好況なりしも。其後各地に於て好良なる鐵鑛の發見せらるゝあり。　加之洋鐵の輸入年々其の額を加ふるに因り。砂鑛は終に競爭場裡に勝を占むるを能はず。現今の如きは唯僅に鑛業を繼續せるに過きさるのみ。　製煉所の位置。　製煉は甲乙二種に區別し甲種菅谷。中谷。杉尺。八重。堂ヶ谷の五ヶ所乙種は杉谷。蘆谷。八重。瀧。瀧谷。恩谷五箇所に在り。甲種製煉順序。精洗せる鐵砂を粘土製長九尺幅三尺九寸深三尺五寸の熔鑛爐に投し。其の上に木炭を布き爐の兩側より踏鞴により空氣を送り。凡そ三晝夜にして一回行業を終る。其の熔解して爐外に流出するものを銑と稱す。熔解遲緩にして爐中に殘留し一大塊をなすものを鉧と名つく。又銑の內殘留して鉧と共に爐底に殘存するものあり。三晝夜の後爐を破壞して鉧塊を搔出し。凡そ一晝夜曝露冷却後之を鉧折場に移して破碎撰別し。其精良にして堅きものを鋼とす。而して殘餘の鉧と銑とは乙種の製煉場に移して。更に鍛煉を加へて鐵となし。鋼は煉製して更に精粗數種に區別す。抑此法鉧押と稱する製煉なるも別に銑押と稱する製煉法あり。四晝夜間に終了す。即ち多量の銑を產し鉧を產する少きを以て此稱あり。其爐は長九尺幅三尺九寸深さ四尺五寸乃至七尺にして。一回一千五百貫を製出す。　乙種製煉順序。甲種製煉所より移し來れる銑鉧を火窪(平地を掘り穴を作り粘土を以て塗り立てたるものにして。長三尺幅一尺とす)に投入し槖籥を以て風を送り烈火中に置くこと。凡そ二時間。半ば熔解したるものを一夜冷却し。翌日再び火窪に投入し木炭を覆積し槖籥を以て之を燒熱し。時々烈火中に粘土水を漑きて燒き方を加減し。適度の熔解をなしたる時之を鐵砧に載せ。藁灰を撒布し鐵槌(凡そ重量一貫六百目)を以て打展鍛煉して。煉鐵を作る一日製煉四十八貫目とす。「販路」。販路は近きは松江市に於て。遠きは大阪。東京に輸送販賣す。

【阿井砂鐵採取地】(鑛業人櫻井三郎右衛門)。位置。　島根縣仁多郡阿井村外九村に跨り。廣袤三里の間に散在延亘せり。　鑛區坪數。　採取許可地面積は三十三萬五千二百八十八坪とす。　近傍著名の市町名及距離。並通路市場迄の運搬便否。　交通機關。　拾町乃至三里の間に三成。橫田の兩町あり共に郵便局あり。　普通の需要品は多く此の地に於て購求すると雖。他は遠く松江市より供給を仰けり。道路概ね平坦にして到る處車馬の便あり。　沿革。　本砂鑛は最も近來の發見に係るものにして。開掘を始めしは僅に五六年以前にあり。製煉所の位置。　三成村字宇同村野土及阿井村字橫原の三ヶ所あり。製煉法の順序。　製煉所は桁行凡十間梁行五間高六間にして其の中央に火爐を穿ち。其四側及底部は石を以て疊む之を本床と云ふ。其上に粘土を以て長方形なる溶鑛爐を築く。　其の橫面の兩側に各十八乃至二十の炎土穴を穿ち送風管を嵌入し。　鼓風器は爐の兩側に在る踏鞴(俗に天秤吹と云ふ)にて兩兩相對し左右交るゝ絕えす。送風管を經て爐中に送風するにあり。而して熔鑛爐中には豫め木炭と砂鐵を投入し加熱すること三晝夜に及ぶ。　此間木炭と砂鐵交互投入する事一晝夜六十回乃至八十回。　砂鑛熔解し終る時は兩側の小坑口より溶出す。之を銑と名く。已に銑鐵を吸出し終れば熔鑛爐を毀ち溶鐵を冷却して鐵塊を得へし。　之を鉧と言ふ。鉧塊中に尙鉧と鋼とを混和するときは。鐵鎚を以て漸次之を打碎き鋼を撰取するものとす。　之を火鋼と云ふ。　鉧は品質略ほ鋼に似て劣等なるものにして。銑と溶合して錬鐵を作る。又水鋼なるものあり。　水鋼は熔鑛爐中に於て熔解製成したる鉧塊を。熱鐵の儘水中に投入して冷却せしめ。後鉧と分別して得たる者なり。　水鋼は火鋼に比し性質硬剛なり。錬鐵法。　鍛錬製鐵場は俗に鍛冶場と稱し。　桁行五間梁行四間高二間餘の家屋を築造し。其の中央に火窪を作り。橫面に槖籥と稱する送風器を設備し。　送風管を以て風を火窪の下底に通し而して原料たる銑(銑は鉧と混合せさる前に於て別に設備したるを槖籥を以て吹鼓し左下鐵となす之れ銑中に含有せる炭素を分離せしむる爲め也)。鉧(銑八歩鉧二歩の割合)を混合投入し之に細木炭を包容し。火を裝し槖籥を以て吹き熾らし。烈火中へ時々粘土水を注き原料なる銑鉧の熔和する時に至り。　之を鐵砧に載せ藁灰を掛け鐵鎚

を以て鍛錬すること數回にして錬鐵を得へし。販路。銑鋼は更に錬鐵製造場に送致し。錬鐵の原料と爲す。鋼は東京。神戸。大阪に輸送して販賣す。

【製鐵】に關しては。明治二十九年三月勅令第七十二號を以て。製鐵所官制を公布され。福岡縣筑前國遠賀郡八幡村に製鐵所を設立し。明治三十四年十一月十八日を以て同所の開業式を擧行す。又私立製鐵には雨宮敬次郎計畫する。同人所有の陸中國和賀郡岩崎村仙人山に於て雨宮製鐵所を設け。同鑛より採取するものを以て製鐵す。明治三十三年十一月三日同製鐵所の火入式を擧げたりき。

テツダウ 鐵道は。軍事或は商業上陸路に缺くべからざるものなり。百科全書に鐵道上に汽車を馳せて實用に供せしは。實に一千八百四年リチャルド。トレヴヰチツク氏の特許を受けたる者を以て始とす。而して其之を始めて駛せしめたる鐵道はソース國のメルタイル。タイドウヴヰル鑛山にあり。玆には現今の汽車の構成中一重要部たる吹管（用を終りたる蒸汽をして煙管に竄逸せしめて其流通を催進する器）は。トレヴヰチツク器械を初て應用せる者たり。然れども現今盛に行はるゝ蒸汽車は高名なるゼチルジ。ステーヘンソン氏の創製に出づ。實に能巧の器械司ハツクウチルツ氏（汽車構成に其功多し）。ハウトルン氏及びヘールベールソン氏等輩出して。之を補正し。以て現今の盛行を見るに至る。本邦に於る鐵道布設は明治二年始めて汽車鐵道を布設す。横井時冬日本商業史にその沿革を說きて日ふ。「我政府は明治二年十一月內國鐵道敷設の議を決定せられ。東京に起り京都。大阪を經て兵庫に至る幹線。及東京横濱間の支線。竝に近江國琵琶湖より敦賀港に達する線路を定め。民部兼大藏卿伊達宗城。大藏大輔大隈重信。大藏少輔伊藤博文をして同事務を擔任せしめらる。よりて三年三月東京芝汐留町より横濱野毛町に至る支線の工事に着手せしめ。この年六月大阪。神戸間の幹線の工事に着手せしめらる。四年八月鐵道寮を置き。工部大丞井上勝を鑛山頭兼鐵道頭に任ぜらる。五年二月鐵道略則（六十一號布告）を公布せられしが。ついでこの年（五年）五月七日に至り。東京横濱間の線竣工せしかば。（五月二十七日汐留停車場を新橋停車場と改稱せらる）。九月十二日。聖駕新橋。横濱兩停車場に臨御して。鐵道開業の式を擧げさせたまふ。明る十三日新橋。横濱間汽車運輸を開業し。旅客の乘車を許さる。これを我邦に於ける【鐵道の濫觴】とす。鐵道開業以來。横濱在留英國東洋銀行支配人ウイリヤム。ウラルタ。カーギルを雇ひて鐵道建築事務を處理せしめ。別に英國人エドモンド。モレルを雇ひて建築首長となし。技術上の事を委任せられしが。幾ならずしてモレル死せしかば。更に英國人シャツバルト。チャルスを雇ひて建築首長に擧げらる。初め鐵道敷設の事起るや。官民ともに頑迷にして物議紛々たりしも。參議大隈重信。工部大輔伊藤博文主として物議を排し。廟議を贊決せしかば。この年（五年）九月二十五日。天皇陛下は重信。博文に各御劍一口を賜ひて其功を嘉賞し給ひき。これよりさき淸國において。同治五年。即我慶應二年六七月のころ。英國人ジヤーデン。マゼソン。同國政府の允准を得て淞滬鐵道を起し。光緒二年。即我明治九年六月三十日上海江灣間を開業し。後延長して呉淞に達せしめたりしに。當時同國の人文未だ開けず。この文明の利器に對して恐怖の念を懷き。種々物議を惹起しゝかば。同國政府は銀貳拾八萬五千兩を以て是を購ひ。悉く破壞せしめたりと云ふ。十年二月五日京都。神戸間の線路起工せしかば。聖駕大和及び京都に行幸あらせられ。この日京都。大阪。神戸三停車場に臨御して開業の式を擧げさせ給ふ。明くる六日京都。神戸間旅客の乘車を許さる。十三年七月十四日聖駕西巡。この日京都。大津兩停車場に臨御して開業の式を擧げさせ給ふ。又この年（十三年）六月敦賀線の工事に著手せしが。十七年四月十六日柳瀨隧道竣工せしにより。この日全線を開業す。中仙道は高崎。大垣の兩端より起工する計畫にて。十七年十月高崎。直江津間を起工せしが。其後廟議中仙道を東海道に變更せらる。よりて十八年八月横濱。大垣間を起工す（二十二年四月竣工）。ついて又大船。横須賀間を起工し（二十一年二月起工）敦賀。富山間を起工す。二十一年十一月高崎。直江津間（碓氷峠を除く）を開業し（信越線といふ。明くる二十二年七月一日東海道全通す（東海道線といふ）。此月（二十二年七月）。大船。横須賀線も亦開業せしといふ。其後二十七年十二月奥羽線の北線を開業し。三十年八月北海道旭川。宗谷線を開業す（八月旭川永山間を開業し。次て十一月永山。蘭留間を開業す）。三十二年三月二十日敦賀。富山間全通し（北陸線といふ）。此年（三十二年）五月奥羽線の南線を開業す。この外中央線）八王子。名古屋間篠井。鹽尻間）の工事に着手しつゝありとぞ。政府は官設の外。私設を奬勵して交通の機關を一日も早く備ふるの計畫なりしかば。明治六年一月十二日鐵道建設は自今人民の會社に任せらるゝに付。結社の方法を大藏省に委任せらるゝ旨達せらる。されども合資結社の方法に慣れざると。鐵道の效用を認むること能はざるとにより。この令達に基きて鐵道會社を設立するものなかりしが（四年十一月京都府の三井八郎右衞門等。關西鐵道會社の設立を出願して其允准を得しが。六年十二月故ありて政府は解社を勸め。創立費壹萬五千圓を下付せり）。右大臣岩倉具視

テツタ

華族に勸めて一大鐵道會社を起し。國益を擧ぐるの計畫をたてられ。大に盡力せられしかば。十四年五月池田章政初め四百六十一人より。資本金五百八十一萬六千五百圓を募り。【日本鐵道會社】設立の願書をいだし其允准を得たり。よりて明くる十五年一月吉井友實を社長に推薦して間もなく工事に着手せしが。此際政府は同社の工事を工部省にて擔當すべきことを令し。且建築資材購入金正貨八十五萬七千圓を月賦にて貸與する旨を達せらる。(この外東京。仙臺間は毎區十箇年間仙臺。青森間は毎區十五箇年間收入の純益一箇年八分に達せざる時は。其不足を補給せらる)。日本鐵道會社の線路は。東京。横濱間官線の中品川に於て分線し。これを會社線の首端として高崎。前橋に達し。又同線中大宮驛に於て分岐し。宇都宮。福島。仙臺。岩手を經て青森に達する計畫なりき。(其後會社線の首端を東京上野におくことに改む)。十七年六月二十五日上野。高崎間竣工す。聖駕上野。高崎兩停車場に臨御して開業の式を擧げさせ給ふ。十八年三月一日品川。赤羽間竣工し。ついて二十四年九月一日上野。青森間全通す。(此よりさき十四年八月。華族前田利嗣等東北鐵道會社を起し。敦賀線より福井。金澤を經て富山に至る迄。又長濱より四日市に至るまでの間に。鐵道敷設の儀を出願し。其允准を得しが。故ありてつひに十七年五月解社せり)。日本鐵道會社につぎて。十六年二月藤田傳三郎。小室信夫等資本金二十五萬圓を募り【阪堺鐵道】を企てしが。其後允准を得て十八年十二月開業す(三十一年九月二十五日任意解散して。南海鐵道會社へ全部讓與せり)。政府は六年以來私設の鐵道を企望せられしかど。一定の方針をたてゝ獎勵慫慂するの道なかりしかば。日本鐵道會社の外阪堺鐵道の如き。いかにも短距離の鐵道起りしのみにて。民間より鐵道敷設の事を願出るものなかりき。よりて二十年五月(勅令第十二號)。【私設鐵道條例】を發布せらる。此條例の要點は。鐵道を敷設して運送業を營むことを得るものは。政府の允准を得たる株式會社に限り。軌道の幅員は特許を得たるものの外は三呎六吋とし。(軌道の幅員は四呎八吋半をもて標準とすることなるを。五年敷設の際誤りて三呎六吋の軌道を用ゐし故。一朝改め難きにより全國悉く三呎六吋を用ゐしめらるゝこととなれり。只伊豫。青梅。道後。南豫。上野の五會社には二呎六吋の軌道を許さる)。工事は政府の監督を受け完全と認めざれば開業免許を與へず。鐵道用地に必要の土地は公用徵收法により。會社に下付せらるゝ等なりき。明くる二十一年兩毛(三十年一月日本鐵道會社に合併す)。伊豫。山陽の三會社開業せしが。續いて二十二年に至り甲武。水戸。(二十五年三月日本鐵道會社に合併す)。大阪。讃岐。北海道炭坑(二十二年十二月北海道官設鐵道の拂下けをうけて開業せり)。關西。九州の七會社開業せり。この中九州鐵道會社のみは。これよりさき二十一年六月政府より特別補助を受くることを契約せり(毎區に對する募集株金に對し。政府は其應募出金の翌月より毎區工事の竣工開業前月まで。一箇年四朱の比例を以て。特別の補助を與ふることを契約せり)。二十三。二十四。二十五の三年間は。開業するものなかりしが。二十六年に至り參宮の一會社のみ開業し。明くる二十七年に至り。佐野。播但。總武。青梅。川越の五會社開業せり。其後二十八年に豐州。奈良。道後の三會社開業し。二十九年に南和。房總。南豫の三會社開業せしが。ことに三十。三十一の兩年に至り。多數の會社開業するに至れり。すなはち三十年に成田。京都。阪鶴。中越。北越。上野。豐川。南海。太田の九會社開業し。明くる三十一年に高野。河陽。西成。七尾。紀和。尾西。豆相。近江。岩越。唐津興業。中國の十一會社開業せり。この外會社設立の允准を得ていまだ開業せさるもの。十七會社ありといふ(徳島。南北。伊賀。津輕。金邊。宇和島。東肥。東武。石卷。毛武。常野。丹後。都賀。上武。備後。唐三電氣。京北。三十一年四月調)。これよりさき二十九年十一月。九州鐵道は門司より八代に達し。三十一年三月山陽鐵道は兵庫より三田尻に達し。この年十一月九州鐵道も鳥栖以西長崎に達せり。これと殆と同時に關西鐵道もつひに網島に達することを得たり。かくの如く二十一二年ごろより私設鐵道續々起り。五十八會社の多きを見るに至りしかば。政府においても鐵道整理の事に注意し。二十五年六月(法律四號)。【鐵道敷設法】を發布し。全國各地方に於る重要の線路を一定し。この線路における鐵道は。議會の協贊を經て公債を募集し。政府自ら之を敷設し。この豫定線において既成の私設鐵道あるときは。議會の協贊を經て買收し。又この豫定線に私設鐵道を許可するにも。議會の協贊を經べきことを定められしが。其後二十七年八月(勅令第百十三號)。【鐵道會議規則】をも發布せらる。又我政府は三十三年(千九百年)。九月十五日佛國巴里において開かるゝ第六回【萬國鐵道會議】に。鐵道作業局長松本莊一郎。事務官名倉竹次郎を遣して參列せしめらる。これ萬國鐵道會議に參列したる始めとす。今三十一年度末の調によれば免許狀をうけし鐵道會社五十八會社にして。線路哩數參千七百參拾七哩四拾貳鎖。資本金貳億參千八百七拾七萬五千圓なり。これに官設鐵道の線路哩數貳千七拾貳哩四拾五鎖。資本總額壹億六千八拾九萬四千百八拾貳圓を加ふるときは。線路哩數實に五千八百拾哩七鎖。資本總額參億九千九百六拾六萬九千百八拾貳圓となれり(この中開業線路三

千四百貳拾哩五拾鎖にして。未開業線路貳千參百八拾九哩參拾七鎖なり）とあり。遞信史要に載する所稍〻重複の點ありと雖も。詳細に記述するを以て左に抄す。

【鐵道の主管廳。（鐵道會議）】遞信史要（明治二十九年末の調）に云く。明治二年十一月。政府は鐵道敷設の議を決し。其線路を定むるに當り。民部大藏省（當時兩省合併す）をして其事務を管理せしむ。三年三月。省中に始て鐵道掛を置く。同年七月。民部大藏省分離し。鐵道事務民部省に屬す。閏十月工部省を置き之に屬せしむ。四年八月省中に鐵道寮を置き。十年一月寮を廢して局を置く。十八年十二月工部省廢せらる。鐵道局內閣の直轄に屬す。二十三年九月鐵道局を改めて。鐵道廳と稱し。內務省の管轄に屬す。二十五年七月遞信省に屬し。二十六年十一月復た鐵道局と改稱す。爾來鐵道事務大に膨脹したるを以て。三十年八月遂に該事務を分割して。別に鐵道作業局を置く。【鐵道會議】二十五年六月鐵道事項を審議せしめんか爲め。新に鐵道會議を設く。而して其組織に關する事項を規定せるものを鐵道會議規則と曰ふ。二十七年八月及二十九年六月多少の改正を加へて現行規則を見るに至れり。

【鐵道線路】遞信史要に云く。鐵道線路は當初東京より京都大阪を經て神戶に達する者を幹線とし。東京。橫濱間及琵琶湖近傍より敦賀に達するものを岐線とし。上田。直江津間及名古屋。武豐間の如きは幹線敷設に際し。材料運搬上の必要よりして臨時に之を撰定せし者也。而して東京。京都間の幹線は。初之を中仙道に由らしむるの豫定なりしか。同道中部（木曾）の實測を試むるに及ひ。其線路の險峻崎嶇多くして。容易に成効を期し難きを察し。爰に始て之を東海道に變更し。隨て高崎。直江津間は全く獨立の一線を形成せり。明治二年中政府に於て豫定し。及其後敷設に際して豫定以外に撰定せしものは。概ね此の如きに過きさりしか。十九年に至りて。更に大船。橫須賀間を撰定し。二十五年六月發布の法律第四號鐵道敷設法（北海道鐵道に關しては。二十九年五月發布の法律第九十三號北海道鐵道敷設法あり。參看すへし）は。政府に於て將來調査し及敷設すへき線路を左の如く豫定せり。但し北陸線中の末項は二十八年法律第十一號を以て追加し。又羽越線及岩越線は。舊規定に於ては之を北越線及奧羽線の連絡線として。新發田。米澤間及新津。白河間の二線中より撰定すへきものなりしか。二十八年法律第十二號を以て其線名を改むると同時に。兩線共に之を敷設することゝ爲し。又中央及北陸兩線の連絡線は。當初岐阜若くは松本より高山を經て富山に至るものなりしか。三十年三月法律第六號を以て之を改正せしものなり。

中央線　東京府八王子若くは靜岡縣下御殿場より山梨縣下甲府及長野縣下諏訪を經て伊那郡若くは西筑摩郡より愛知縣下名古屋にいたる鐵道。長野縣下長野若くは篠の井より松本を經て前項の線路に接續する鐵道。山梨縣下甲府より靜岡縣下岩淵に至る鐵道。

中央線及北陸線の連絡線　岐阜縣下多治見より岐阜に至る鐵道。前項の線路より分岐し若くは長野縣下松本より岐阜縣下高山を經て富山縣下富山に至る鐵道。

北陸線　福井縣下敦賀より石川縣下金澤を經て富山縣下に至る鐵道。及本線より分岐して石川縣下七尾に至る鐵道。京都府下舞鶴より福井縣下小濱を經て敦賀に至る鐵道。

北陸線及北越線の連絡線　富山縣下富山より新潟縣下直江津に至る鐵道。

北越線　新潟縣下直江津又は群馬縣下前橋若くは長野縣下豐野より新潟縣下新潟及新發田に至る鐵道。

羽越線　新潟縣下新發田より山形縣下米澤に至る鐵道。

岩越線　新潟縣下新津より福島縣下若松を經て白河本宮近傍に至る鐵道。

奧羽線　福島縣下福島近傍より山形縣下米澤及山形。秋田縣下秋田。青森縣下弘前を經て青森に至る鐵道及本線より分岐して山形縣下酒田に至る鐵道。宮城縣下仙臺より山形縣下天童若くは宮城縣下石の卷より小牛田を經て山形縣下船形町に至る鐵道。岩手縣下黑澤尻若くは花卷より秋田縣下橫手に至る鐵道。岩手縣下盛岡より宮古若くは山田に至る鐵道。

總武線　東京府下上野より千葉縣下千葉佐倉を經て銚子に至る鐵道。及本線より分岐して木更津に至る鐵道。

常磐線　茨城縣下水戶より福島縣下平を經て宮城縣下岩沼に至る鐵道。

近畿線　奈良縣下より三重縣下上柘植に至る鐵道。大阪府下大阪若くは奈良縣下八木又は高田より五條を經て和歌山縣下和歌山に至る鐵道。京都府下京都より奈良縣下奈良に至る鐵道。京都府下京都より舞鶴に至る鐵道。

山陽線　廣島縣下三原より山口縣下赤間關に至る鐵道。廣島縣下海田市より吳に至る鐵道。

山陰線　京都府下舞鶴より兵庫縣下豐岡。鳥取縣下鳥取。島根縣下松江。濱田を經て山口縣下山口近傍に至る鐵道。

山陰及山陽連絡線　兵庫縣下姬路より生野若くは篠山を經て京都府下舞鶴又は園部に至る鐵道。若くは兵庫縣下土山より京都府下福知山を經て舞鶴に至る鐵道。兵庫縣下姬路近傍より鳥取縣下鳥取に至る鐵道。又は岡山縣下岡山より津山を經て鳥取縣下米子及境に至る鐵道。若くは岡山縣下倉敷又は玉島より鳥取縣下境に至る鐵道。廣島縣下廣島より島根縣下濱田に至る鐵道。

テツタ

線名	線路
四國線	香川縣下琴平より高知縣下高知を經て須崎に至る鐵道。 徳島縣下徳島より前項の線路に接續する鐵道。 香川縣下多度津より愛媛縣下今治を經て松山に至る鐵道。
九州線	佐賀縣下佐賀より長崎縣下佐世保及長崎に至る鐵道。 熊本縣下熊本より三角に至る鐵道。及宇土より分岐し八代を經て鹿兒島縣下鹿兒島に至る鐵道。 熊本縣下熊本より大分縣下大分に至る鐵道。 福岡縣下小倉より大分縣下大分。宮崎縣下宮崎を經て鹿兒島縣下鹿兒島に至る鐵道。 福岡縣下飯塚より原田に至る鐵道。 福岡縣下久留米より山鹿を經て熊本縣下熊本に至る鐵道。

此等の線路は容易に之を敷設し得へきにあらさるを以て。鐵道敷設法は工事の期間を分ちて數期とし。其第一期（起工の年より十二箇年間）に於て敷設すへきものを左の如く撰定せり（二十七年法律第六號乃至第十號及第十二號參看）。但し中央線中の末項は二十七年法律第十一號を以て追加せしものなり。

線名	線路	哩數
中央線	東京府下八王子より山梨縣下甲府及長野縣下諏訪を經て西筑摩郡より愛知縣下名古屋に至る鐵道。	凡そ二百二十三哩
	長野縣下篠の井より松本を經て前項の線路に接續する鐵道。	同　四十二哩
北陸線	福井縣下敦賀より石川縣下金澤を經て富山縣下富山に至る鐵道。	同　百二十四哩
北越線	新潟縣下直江津より新潟及新發田に至る鐵道。	同　九十九哩
奥羽線	福島縣下福島近傍より山形縣下米澤及山形。秋田縣下秋田。青森縣下弘前を經て青森に至る鐵道。	同　二百九十八哩
近畿線	京都府下京都より舞鶴に至る鐵道。	同　五十九哩
	奈良縣下高田より五條を經て和歌山縣下和歌山に至る鐵道。	同　四十六哩
山陽線	廣島縣下三原より山口縣下赤間關に至る鐵道。	同　百四十七哩
	廣島縣下海田市より吳に至る鐵道。	同　十三哩
山陰及山陽連絡線	兵庫縣下姫路より鳥取縣下鳥取を經て境に至る鐵道。	同　百三十五哩
九州線	佐賀縣下佐賀より長崎縣下長崎及佐世保に至る鐵道。	同　八十九哩
	熊本縣下熊本より三角に至る鐵道。	同　二十四哩
	熊本縣下宇土より八代を經て鹿兒島縣下鹿兒島に至る鐵道。	同　百六哩
合計		同　千四百五哩

然れとも豫定の線路は必しも政府の自ら之を敷設することを要すへきにあらさるを以て（鐵道敷設法は其第十四條に於て。政府の未だ敷設に着手せさるものは。帝國議會の協贊を經。之を私設鐵道會社に許可することあるへきを規定し。而して二十六年三月發布の第八號法律。及二十七年六月發布の第十三號乃至第十五號（三十年第三十四號法律參看）法律。二十九年四月發布の第七十二號乃至第七十七號法律。三十年三月發布の第十一號第三十二號及第三十三號法律は。其私設鐵道會社に許可することを得るものを指定せり。（北海道鐵道に關しては三十年第三十五號法律參看）。

此等の線路中には。既に會社に對して敷設を許可せしもの多し。三十年八月迄に本免狀若くは假免狀を下付せしもの。

線路	會社	免狀下付年月
兵庫縣下姫路生野間	播但鐵道株式會社	明治二十六年六月本免狀下付
奈良縣下高田五條間	南和鐵道株式會社	同　二十六年七月本免狀下付
新潟縣下直江津新潟及新發田間	北越鐵道株式會社	同　二十八年十二月本免狀下付
京都府下京都舞鶴間	京都鐵道株式會社	同　二十八年十一月本免狀下付
奈良縣下高田より五條を經て和歌山縣下和歌山に至る鐵道線中五條和歌山間	紀和鐵道株式會社	同　二十九年四月本免狀下付
東京府下上野より千葉縣下千葉佐倉を經て銚子に至る鐵道線中佐倉銚子間	總武鐵道株式會社	同　二十八年十二月本免狀下付
茨城縣下水戸福島縣下平及宮城縣下岩沼間	日本鐵道株式會社	同　二十七年十一月本免狀下付
奈良縣下奈良より三重縣下上柘植に至る	關西鐵道株式會社	同　二十八年一月本免狀下付
兵庫縣下姫路より生野若くは篠山を經て京都府下舞鶴又は園部に至る鐵道若くは兵庫縣下土山より京都府下福知山を經て舞鶴に至る鐵道線中谷川篠山間及谷川福知山間	阪鶴鐵道株式會社	同　二十九年四月本免狀下付
同上鐵道線中生野和田山間	播但鐵道株式會社	同　二十九年五月本免狀下付
福島縣下福島近傍より山形縣下米澤及山形。秋田縣下秋田青森縣下弘前を經て青森に至る鐵道より分岐して山形縣下新莊酒田間	酒田鐵道株式會社	同　三十年四月本免狀下付

線路	會社名	年月	免狀
福井縣下敦賀より石川縣下金澤を經て富山縣下富山に至る鐵道線より分岐して石川縣下津幡七尾間	七尾鐵道株式會社	同二十九年四月	本免狀下付
東京府下上野より千葉縣下千葉佐倉を經て銚子に至る鐵道線より分岐して木更津に至る鐵道線中千葉縣下千葉より曾我町に至る鐵道	房總鐵道株式會社	明治二十九年二月	本免狀下付
右分岐線中千葉縣下曾我町より木更津に至る鐵道	同會社	同二十九年五月	假免狀下付
兵庫縣下姫路より生野若くは從山を經て京都府下舞鶴又は園部に至る鐵道線中兵庫縣下姫路より從山を經て京都府下園部に至る鐵道	京姫鐵道株式會社	同三十年四月	本免狀下付
香川縣下多度津より愛媛縣下今治を經て松山に至る鐵道	四國鐵道株式會社	同二十九年五月	假免狀下付
福岡縣下小倉より大分縣下大分。宮崎縣下宮崎を經て鹿兒島に至る鐵道線中大分縣下柳ヶ浦より大分に至る鐵道 熊本縣下熊本より大分縣下大分に至る鐵道線中大分より竹田に至る鐵道	南豐鐵道株式會社	同三十年六月	本免狀下付
京都府下舞鶴より兵庫縣下豐岡。鳥取縣下鳥取。島根縣下松江。濱田を經て山口縣下山口近傍に至る鐵道線中兵庫縣下和田山より湯島に至る鐵道	播但鐵道株式會社	同三十年八月	本免狀下付
熊本縣下熊本より大分縣下大分に至る鐵道線中熊本縣下熊本より大津に至る鐵道	東肥鐵道株式會社	同三十年六月	本免狀下付
香川縣下琴平より高知縣下高知を經て須崎に至る鐵道線中高知縣下山田野地より須崎に至る鐵道	土佐鐵道株式會社	同三十年七月	本免狀下付
熊本縣下山鹿より植木に至る鐵道	山鹿鐵道株式會社	同二十九年六月	本免狀下付
香川縣下琴平より高知縣下高知を經て須崎に至る鐵道に徳島縣下徳島より接續する鐵道線中徳島縣下徳島より川田に至る鐵道	徳島鐵道株式會社	同三十年六月	本免狀下付
新潟縣下新津より若松を經て白河本宮近傍に至る鐵道	岩越鐵道株式會社	同三十年五月	本免狀下付
山梨縣下甲府より靜岡縣下岩淵に至る鐵道	駿甲鐵道株式會社	同三十年八月	本免狀下付
宮城縣下石の卷より小牛田を經て山形縣下船阪町に至る鐵道線中宮城縣下石の卷より同縣下溫泉村鍛冶屋澤に至る鐵道	石卷鐵道株式會社	同二十九年八月	假免狀下付
福岡縣下久留米より山鹿を經て熊本縣下熊本に至る鐵道線中福岡縣下久留米より山鹿に至る鐵道	山鹿鐵道株式會社	同三十年五月	假免狀下付
福岡縣下小倉より大分縣下大分宮崎縣下宮崎を經て鹿兒島縣下鹿兒島に至る鐵道線中宮崎縣下宮崎より延岡に至る鐵道	西南鐵道株式會社	同三十年六月	假免狀下付
兵庫縣下姫路より生野若くは從山を經て京都府下舞鶴又は園部に至る鐵道若くは兵庫縣下土山より京都府下福知山を經て舞鶴に至る鐵道線中兵庫縣下國包より同縣下谷川に至る鐵道	播磨鐵道株式會社	同三十年七月	假免狀下付

鐵道の敷設は明治三年中東西兩處に於て其工を起し。東は東京。横濱間に。西は神戸を起點とし。大阪。京都。大津を經琵琶湖を隔てゝ長濱より敦賀に達し。更に長濱より關ヶ原。大垣に延長し。十七年に至りて。大垣。武豐間を起工せり。是より先き。東京。横濱間既に其工を竣へ。東部の工事久しく中絕したりしが。此に至りて大垣。武豐間と殆と同時に。高崎。直江津線にも着手せり。其後中山道線を廢して東海道線を採るに及び。横濱。大府間にも亦其工を起し。大船。横須賀間。大津。長濱及米原。深谷間之に次き。而して横川。輕井澤間又之に次く。是を既成線路敷設の順序とす。而して現時建設工事中のものは。奥羽。北陸及中央の三線のみ。明治二十九年度末に於ける官設鐵道線路の各區間。距離。建設費等は左の如し。

線名	區間	線路	起工年月	竣工年月	建設費 自創業至二十七年度	建設費 自創業至二十九年度	平均一哩の建設費
東海道線	東京橫濱間	(複線) 哩 鎖 一八・〇〇	明治三年四月	明治五年九月	萬 円 二九四、四〇四七	萬 円 三三二〇、九七八五	萬 円 一六、三五五八
同	神戸大津間	(内十一哩七鎖複線) 五八・三七	同三年十一月	同十二年九月	八五一、七二〇〇		一四、五六九三
同	敦賀大垣間	四九・一四	同十三年五月	同十七年七月	三五一、二三八九		七、一四一九
同	大垣武豐間	[illegible]一・五四	同十七年五月	同二十年四月	二四一、三三〇九		四、六六九七
同	橫濱大府間	(内二十五哩複線) 二〇五・一九	同十九年十一月	同二十二年四月	一一三七、七九〇八		五、五四三七
同	大船橫須賀間	一〇・〇三	同二十一年一月	同二十二年七月	四二、〇三二七		四、一八六五
同	大津長濱及米原深谷間	四七・七二	同二十一年二月	同二十二年七月	一六四、六九七〇		三、四三八四
信越線	高崎直江津間(橫川輕井澤間を除く)	一一〇・〇三	同十七年十月	同二十一年十二月	三九二、六八四二	六一六、九七六八	三、五六八六
同	橫川輕井澤間	七・〇〇	同二十三年四月	同二十六年三月	一九九、一六六五		二八、四五二四
奥羽線中	青森碇ケ關間	三五・六〇	同二十六年七月	同二十八年十月	?	一六四、九一〇三	四、六一二九
北陸線中	敦賀福井間	三八・四〇	同二十六年八月	同二十九年七月	?	二九〇、六四八〇	七、五四九三

備考

一建設費中には。一旦竣工の後補充又は改良の爲め支出せし金額をも包含す。

一鐵道敷設法に所謂第一期線中。官設鐵道として建設豫算の確定せしものには。既に工事に著手せしものと。未た著手するに至らさるものとあり。又其既に著手せしものにも。一部工事竣成せしものと。全く建設中に屬する者との區別あり。而して其既に二十九年度末迄に竣工開業せしものは。奥羽。北陸兩線中の一部分にして。本表に示す所の如し。其未た竣工に至らさるものは。左の如し。

線名	區間	未成線路	未生利的建設決算額	建設費豫算殘額
奥羽線	福島碇ケ關間	哩 鎖 二六二・四六	萬 円 二七九、七一一八	萬 円 八二五、二二一三
北陸線	福井富山間	八五・一八	一一八、九六三二	四三三、六七五一
中央線	八王子名古屋間	二二二・七三	七二、四八九〇	二六三九、五八八一
同	篠ノ井鹽尻間	四一・五五	三〇、二一五三	三二九、五三一七
山陽及山陰連絡線	姫路境間	一三五・二七	—	七九四、八七一四
九州線	八代鹿兒島間	九一・六一	—	八二二、六七九二
合計		八三九・四〇	五〇一、三七九三	五八四五、五六六八

【鐵道貨物の制限】遞信史要に云く。明治五年五月布告第四十六號を以て發布せし鐵道略則に於ては。爆發質ある危害品は當分其運輸を爲さすとし。十八年四月工部省告示第十四號を以て發布せし。火藥類鐵道運送條規に於ては。其運送取扱は一に主務局の便宜に依ることゝし。且つ該取扱に對しては特別の賃金を徵收すへきは勿論。其受渡庫入荷積等に關しては。總て特別の手續を履踐せしむるものとせり。然れとも生石灰及煙火の如きは其危險を豫防すること極て困難なるに因り。二十一年五月鐵道局達運調第五二三號を以て。該二品に限り。全く其運搬を爲さすとせり。又貨物の積量に關する制限は。車輛の大小に應して其程度を定めさるを得す。故に六年九月布告第三百十六號を以て發布せし鐵道貨物運送補則に於ては。一個四噸以上の物品は之を運送することを許さゝりしか。二十一年八月鐵道局達運調第三十一號を以て。貨物列車に依り運搬するものに限りて。五噸迄を積載するを得ることゝし。同年十二月同第五十三號を以て。旅客列車に連結するものも亦五噸迄を積載するを得ることゝし。尙其後に於ても漸々大量の車輛を製作せしを以て。現時に於ては一個十噸迄(石材は十七噸迄)をも積載することを得るに至れり。」手荷物に關しては。明治五年五月工部省達を以て。一人の携帶し得へき重量を六十斤迄と爲し。二十三年一月に至りて其制限を廢止せり。又其無賃制限に關しては。從來旅客各自の携帶し得る迄を程度と爲したりしか。二十年八月鐵道局達鐵運第一一三一號を以て。旅客の等級に應して之か制限を設け。其無賃にて携帶し得へき重量を。上等百斤。中等六十斤。下等三十斤迄とせり。」小荷物に關しては。特に制限を設けすといへども。爆發質ある物品に關しては。鐵道略則及火藥類鐵道運送條規の在るあるを以て。小荷物手續に依りてはまた之を運送することを得さるなり。

【鐵道貨物の損害處分】遞信史要に云く。鐵道貨物の損害處分に關しては。明治五年五月發布の鐵道略則に於て之か規定を設け。凡そ鐵道運輸に際して生したる損害は。鐵道掛の過怠に出てしに非されは。政府に於て之を賠償せす。又金銀其他普通の注意を以て保護する能はさる物品は。一定の增賃金を納付せしものに限りて。其責に任することゝせり。然れとも政府に於ける賠償の責任は。無限に之を繼續せしむへきにあらさるを以て。六年九月發布の鐵道貨物運送補則に於ては。著驛後二十四時間內にあらされは。紛失又は毀損の中立を採用せすと定めたり。又同補則に於ては。右增賃金の割合を定めて。貨主の中立價格二百圓以下の貨物は二十錢を徵收し。同千圓以下は百圓每に十錢。千圓以上は同五錢を徵收するものと爲したりしか。此增賃金卽ち保險料の割合は。其後數次の改正を經。十七年八月發布せし鐵道貨物運送補則に於ては。貨物の級及ひ哩數により。每百圓に付ての保險價格を五錢以上三十錢迄と定めたり(十九年遞信省告示第百六十七號參看)。」旅客手荷物の損害は。一定の賃金を納付せしものにあらされは。政府に於て其責に任することなく。且つ縱令其賃金を納付せしものと雖も。其紛失毀損等に對する政府の賠償は。旅客自用の衣服のみに止まり。其の償金は五十圓を超ゆることなし(鐵道略則)。

【鐵道の賃金】遞信史要に云く。鐵道運輸の賃金は。特約其他割引方法に依るもの尠なからさるを以て。之か實況を詳叙するに於ては。却て煩雜を來すの恐あるに因り。此等特殊の場合は姑く之を措き。左に其通常取扱に係る各種準率變遷の狀況を略述せん。」甲【旅客賃金】明治五年五月工部省達を以て。始て品川。橫濱間鐵道列車賃金表を發布するに方り。旅客の賃金を分ちて上中下の三等とし。小兒は四歲迄を無賃。以上十二歲迄を半額とせり(十三年九月四歲迄及十二歲迄の「迄」字を改めて「未滿」とす)。此制規は各線共に之を襲用し。現時に至るまで曾て改正を加へたることなし。而して其金額に關しては。從來多少の變遷なきにあらさりしも。概して之を言へは。其一哩に對する割合は上等五錢。中等三錢。下等一錢五厘內外にて之ありしか。二十年七月凡そ其四分の一を低減し。二十二年七月東海道線の全通と同時に。又之を一哩上等三錢。中等二錢。下等一錢の定率と爲し。新橋。橫濱間を以て其例外に置き(一哩下等凡そ一錢一厘。中等は下等の二倍。上等は三倍とす)。爾後の開業に屬する橫川。輕井澤間。青森。碇ヶ關間。敦賀。福井間。亦各々其準率を異にせり。又頻繁往復する者の爲めには。別に【定期乘車券】の制を設く。定期乘車券は六年五月中東京。橫濱間に之を發行したるを權輿とし。爾來線路を延長するに從ひ。漸々實施の範圍を擴張し。二十一年四月鐵道局達鐵第一四六號を以て。一般に發行することゝせり。明治二十八年三月に改定せし算定方法は。一日一哩に付。五哩迄。上等六錢。中等四錢。五哩以上十哩迄。同五錢。同三錢五厘。十哩以上二十哩迄。同四錢。同三錢。二十哩以上三十哩迄。同三錢五厘。同二錢五厘。三十哩以上同三錢。同二錢にして。下等は中等の半額とす。而して一箇月を三十日とし。日曜日四日を除て計算し。尙三箇月分には一割五分。六箇月分には三割。十二箇月分には四割を割引せし者也。」乙【手荷物小荷物及貴重品賃金】手荷物に關しては。明治五年五月鐵道創業の際より既に其規定を設け。小荷物に關する規則は七年九月に至りて始て之を發布せり。而して當時に於ける運輸の賃金は。孰も線路の區間に從ひて之

テツタ

を定しか。其後線路漸く増加し。區間亦長短の差あるに及ひ。從來の規則は稍ゝ妥當を缺くの嫌あるに因り。九年七月遂に里程の遠近に應して。其區別を立て。五哩迄毎に毎斤若干の割合を以て徴收することゝせり。但し通常小荷物（毎斤二厘五毛にして。其賃金五錢未滿のもの。又は損傷し易く。且つ嵩高の物品（毎斤七厘五毛）にして。同十五錢未滿のものは。五錢又は十五錢を徴收するものとす。尤も無賃制限外小荷物は。三十斤迄四錢。六十斤迄八錢とし。毎斤の定めを用ひず。十三年七月多少の修正を加へ。二十三年一月又一斤毎に左の如く改めたり。

		二十五哩迄	五十哩迄	百哩迄	百哩以上五十哩迄を加ふる毎に
無賃制限外手荷物（五錢未滿は徴收せす）		五厘	七厘五毛	一錢	二厘五毛
小荷物	通常小荷物並に蠶卵紙（最低賃金五錢）	一錢	一錢五厘	二錢	一錢
	損し易く且つ嵩高の物品（最低賃金五錢）	二錢	三錢	四錢	一錢
貴重品	金銀寶石類（最低賃金二十錢）	二錢	三錢	四錢	一錢
	紙幣郵便切手貸借證書類（最低賃金一圓）	二十錢	三十錢	四十錢	十錢

丙【貨物賃金】明治六年九月布告第三百十六號を以て公布せし。鐵道貨物運送補則及賃金表に於ては。貨物の賃金を分ちて大約四種と爲し。七年五月工部省布達第十四號を以て。改て之を五級。及級外に區別せり。然れとも距離の遠近に關しては。當時未た一定の準率なく。唯同一區間に於ては總て同一の賃金を徴收したりしか。線路漸く延長し。區間漸く長距離に達するに及ひては。復た從來の制規を固守する能はさるものあるにより。十一年十二月に至り。從來の等級の外。尚ほ運送哩程に依りて賃金に區別を立て。爾來多少の修正を加へ。十七年八月鐵道局達を以て發布せしものを最新の規則とす。今同規則に於ける通常貨物賃金定率を示せは左の如し。

賃金等級	百斤一哩の賃金	最低賃金 二十五哩	二十五哩より五十哩迄	五十哩以上
第一級	二厘	五錢	十錢	十五錢
第二級	三厘	七錢	十四錢	二十一錢
第三級	四厘	十錢	二十錢	三十錢
第四級	五厘	十二錢	二十四錢	三十六錢
第五級	六厘	十五錢	三十錢	四十五錢

テツタ

此他貨物の性質に因り。各級内に編入し難きものは。之を級外として。各々其特定の賃金を課し。十二噸以上を運送すへき礦屬に對しては。特別低廉なる賃金（一哩一噸に付き二錢五厘）を徴收する等。其等級以外に屬するもの亦鮮少ならさるなり。」貨物賃金定率の大要此の如し。而して又一方に於ては經濟社會の情況に應し創業以來各種の貨物に對して。屢々其賃金等級を變更したりと雖も。今玆に之を列擧するの煩を避け之を畧す。」貨物の運送に關しては。別に【貸切車】の方法あり。十七年八月改正の鐵道貨物運輸補則に於ては。三級品以下に限りて此方法に依るとす。」此規定は二十二年八月鐵第三五一號を以て之を改正せり。其制に依れは。三級品以下の貨物にして。一品一車以上を要するものは。一噸一哩に付賃金二錢を徴收し。米穀。鹽。肥料。石炭等粗雜の貨物に限りて。一錢五厘迄減額することあり。而して混淆積に爲す者は一噸一哩を三錢とす（三十年九月遞信省告示第二百四十一號を以て。四級及五級品一品積。若くは五級品以下混合積。一噸一哩に付金四錢とし。四級品若くは五級品にして。從來特に貸切車扱を爲したる者。並に危險品及級外品に限りて。此規定を適用せる者とせり）。又四級品以上と雖も。其品質及區間の實況に依りては。特に三級品以下と同一の取扱を爲すことあり。此他長距離に渉り。且つ十輛以上の貸切車を爲す者には。特別割引することあり。又一個人若くは一會社にして。一箇月金五千圓以上の運賃を納むる者には。其金額に應して。百分の三より五迄の割引を爲すものとす。但し右孰れの塲合に於ても二十哩未滿は二十哩分。一車未滿は一車分の賃金を納めしむ。【鐵道の技術】遞信史要に云く。明治二年廟議鐵道敷設の事を决するや。本邦人中には其業務を知る者殆と之なきを以て。專ら外國人を傭聘し。設計經營等擧けて之を彼に委ね。邦人は只僅に通譯若くは會計雜務を掌りしのみ。當時傭聘せし外國人は概ね英國人にして。明治三年末には十九人。同四年末には六十二人。同五年末には八十一人。同六年末には百一人。同七年末に至りては實に百十三人を使用せり。外人の多き是年を以て最とす。爾來漸次其數を減し。殊に同九。十兩年には大に外人を淘汰したりしも。幸に當時既に邦人にして其技に練熟し。事業に堪ふる者之ありしを以て。敢て支障を生せしことなく。同十二年より十五年の間に在ては。終に一外人をも増聘せざるに至れり。是より先き。政府工學の必要を感し。盛に學生を養成せしを以て。明治十年以後に

在りては。漸次工學卒業者を出し。又外國に於て技術を習得せし者漸く歸朝せしを以て。順次此等の者を任用せり。是時に當り。私設鐵道の起業。中山道官設鐵道の敷設等鐵道事業漸く勃興したるを以て。大に技術者の需用を喚起せしと雖も。復た外人を増聘せす。邦人自ら其衝に當り。經營するとと爲れり。二十六年に至り。傭外國人は單に顧問の職に止めしを以て。玆に始て設計經營の事共に我技術者の手裡に歸し。現今に於ては外人の留職せる者僅に數名に過きす。鐵道創業以來僅々二十有餘年にして。斯く主客其地位を異にするに至りしは。實に我國技術上長足の進歩と謂はさるを得す。今本邦鐵道技術の沿革を槪述する左の如し。【土工】築堤開鑿の幅員等。當初外國技術者の定規と爲したるものは。現行のものよりも其規模稍々大なりしか。敦賀線及長濱。大垣間延長の頃に當りては。工費を省くか爲めに。幾分か之を縮小し。爾後各線多少の差異ありしも。二十六年五月に至りて。單線土工定規即ち現行の定規を定たり。之に依れは。築堤施工基面の幅員は。十五呎より築堤の高さを増すに從ひ之を廣め。其最大幅を十八呎とし。開鑿の底幅は。十八呎乃至二十呎とす。而して複線の幅員は單線に十呎を加へ。側斜は通常一割五分にして。切取の土質堅硬なる所は一割。岩石は二分五厘とす。」【軌道】軌道幅員は三呎六吋。軌條重量は六十一ポンド半あり。當初は鍛鐵兩頭形軌條及鑄鐵轍枕（チエアー）枕木を用ひ。又神戸。大阪間に於ては。皿臺（ポットスリーパ）を枕木に代用したりしか。漸次鋼鐵平底形軌條及枕木（栗檜等）を使用せり。碓氷峠十五分の一線路に於ては。アプト式を用ひ。普通鋼軌條。鋼鐵製鋸齒狀軌條（ラック）。及鋼鐵枕（スチールスリーパ）を使用せり。」【枕木】は長七呎幅九吋厚四吋半にして。軌條長三十呎毎に十一本を用ふ。」軌條及附屬品は槪れ英國より購入し。碓氷鐵道アプト式軌條は獨逸より購入せり。」【橋梁】橋梁に鐵桁を用ひたるは。明治七年神戸。大阪間の架橋に始まれり。當時最長の桁は。徑間七十呎の鍛鐵製構桁にして。下神崎川には此桁十七個を架せり。大阪。京都間の架橋は。明治九年落成す。最長は上神崎川にして。徑間一百呎の鍛鐵製ワーレン形構桁十三個より成る。新橋。横濱間は明治五年に開業したれとも。當時に在ては槻桁の假橋を架し。明治十年以後に至り。始て鐵桁の本橋成る。六鄕川は此區間最大の橋梁なり。其桁は上神崎川と同形同質にして。徑間一百呎複線の裝置たり。鍛鐵版桁（プレートガーター）の徑間最も長き者を七十呎とす。明治十四。五の兩年。敦賀支線の姉妹二川に。始て之を架せり。同十九。二十年。尾濃の鐵道を建設するに當り。木曾。長良。揖斐の三川に。徑間二百呎の鍛鐵製ダブルワーレン形構桁を架せり。是を現今使用の最大桁とす。二十一年東海道鐵道建設に際し。上下の弦（コード）を鋼鐵に改めたり。天龍川は十九個。大井川は十六。富士川は九個にして。共に屈指の大橋なり。高崎。横川間の碓氷川は。初め木桁の假橋を架し。明治二十年鍛鐵製プラット形構桁の本橋に改む。槽狀桁（ツローガーター）は小徑間に起り。間々大垣以西に架せしものあり。鑄鐵製の桁は大垣。垂井間の一橋に用ひしのみ。明治二十年より鋼鐵製輾壓工字形桁（ロールドアイビーム）を以て。小徑間の版桁に代用したるもの多し。鍛鐵版桁は徑間九呎乃至七十呎にして。創業以來最も多く使用せり。明治二十六年。徑間二十呎乃至八十呎の鋼鐵版桁定規を定め。現今之を使用せり。」鐵桁は。英國の製造に係り。我國に於て唯其組立のみを爲せるもの多し。曾て長崎三菱造船所に於て版桁を造りしことあり。又神戸。新橋の工場に於ては。屢版桁槽狀版桁（ツローガーダー）を製作せしとあれとも。其原料は之を英國より輸入せり。」木桁は。明治二十年以前に在りては。十五乃至十八呎の徑間にも之を用ひたる所少なからさりしも。其後漸次槻材の價格騰貴し。鐵桁の廉價と爲りしに因り。現今は十呎以下の小徑間に限り之を用ふ。」拱橋（アーチ）は從來二十五呎以下の小徑間に限り。之を築造したりしか。碓氷鐵道に於は全く開橋を避しを以て。隨て大拱橋を建設せり。碓氷川煉化拱橋は我邦鐵道拱橋の最大なる者にして。徑間六十呎の四拱を連架し。水面より軌條面迄の高さは百十呎なり。其他三十六呎二十四呎等の拱橋多し。橋臺及橋脚は普通煉瓦及石材を以て築造す。鍛鐵橋柱を用ひしは。明治六。七年神戸。大阪間の三大橋にして。鑄鐵圓筒を用ひしは。十一年新橋横濱間の六鄕川を嚆矢とす。然れとも爾來之を用ふると稀なり。徑間十八呎以下の橋臺定規は。明治十二年之を製し。二十六年版桁橋梁の橋臺及橋脚定規を定めたり。」基礎工は。杭を打ち混凝土（コンクリート）を施すを以て普通とし。堅硬なる地層には。直に混凝土を施し。或は直に橋臺脚を築く。若し水深く軟土多く。掘鑿打杭の容易に行ふへからさる地層に逢へは。鐵柱又は煉瓦井筒（ブリックウエル）を用ふ。神戸。大阪間の三大橋は。鍛鐵柱底に鑄鐵の大螺旋（スクリュー）を附し以て地中に捻下したり。煉瓦を以て築造したる圓形井筒基礎は。大阪。京都間に始て之を用ふ。新橋。横濱間の六鄕川は。鑄鐵の圓筒直徑十二呎のものを沈下し。又煉瓦井筒基礎をも交へたり。爾後大工事に鑄鐵圓筒を用ひしは美濃の長良川にして。一脚直徑二呎六吋の五圓筒より成る（明治二十四年震災の爲め破壞し煉瓦井筒に改めたり）。其他は大約煉瓦井筒基礎なり。楕圓形煉瓦井筒基礎（エリプチカルブリックウエルファウンデーション）は駿遠の諸橋に始まる。天龍川の如きは其沈下百呎を超えたり。【隧道】明治六年神戸。大阪間を建設するに當り。河底を穿ち始て隧道を築造せし者三あり。一は當初より複線

の構造にして。他は明治二十七年に至り增築す。明治十三年逢坂山の長隧道成る。敦賀線の柳ヶ瀨山は同十七年貫通し。延長四千四百三十五呎。我國既成鐵道隧道の最長なるものなり。隧道橫斷面は軌條上面上の最高及最大幅十四呎なりしか。碓氷線建設の時より之を十五呎に改めたり。」隧道掘鑿は。地質に因り適宜の方法を用ふ。岩石はダイナマイト。ゼラチン火藥を以て破摧し。柳ヶ瀨隧道にては汽機(コンプレッス)鑽孔器(ドエヤボーリングメシイン)を用ひたり。」【伏樋】新橋。橫濱間は當初木樋を用ひ。後陶管に換へたり。神戸。大阪間は鑄鐵管木樋及徑十吋以下の陶管を用ひ。大阪。大津間は徑一呎以下。其他の各線路は徑六吋乃至一呎六吋の陶管を用ひたり。」【車輛】機關車は新橋。橫濱間及神戸。大阪間に於ては。當初重に四輪聯結タンク機關車。重量二十一噸乃至二十四噸のものを使用せり。明治九年。大阪。京都間落成し。四輪聯結ボギー炭水車(テンダー)附機關車(重量四十三噸。但テンダー共以下亦同し)。及六輪聯結炭水車附機關車(重量三十八噸半)を用ひ。同十二年京都。大津間線路落成し。六輪聯結タンク機關車(重量三十四噸)を用ひ。同十八年に至り。六輪聯結タンク機關車(重量三十六噸)を輸入し。京都。大津間。敦賀線及信越線に使用す。同二十二年。東海道鐵道に於て四輪聯結ボギー炭水車附機關車(重量四十五噸乃至五十噸)。及六輪聯結ビッセル炭水車附機關車(重量五十六噸)を使用し。翌二十三年六輪聯結ノジアル。タンク機關車(重量四十五噸)を用ふるに至れり。以上は總て英國の製造なりとす。同年北米合衆國ボールドウイン會社製造の六輪聯結ボニイ炭水車附機關車(重量五十九噸)を購入し。山北。沼津間及信越線に使用せり。明治二十六年碓氷峠開通のとき始て使用せしは。獨逸製アプト式六輪聯結タンク機關車にして。重量三十四噸なり。同二十八年に至り。同式六輪聯結タンク機關車重量五十三噸なるものを英國より購入せり。蓋し我機關車中重量最大なる者とす。本邦にて機關車を製造せしは明治二十六年神戸工場に於て製造せし聯成機關車(重量四十噸)を以て嚆矢とす。然るに其成績甚た良好なりしを以て。同二十八年には更に重量五十噸の四輪聯結ボギー炭水車附機關車を製造せり。竣工後日尙ほ淺きを以て。十分の試驗を經すと雖も。目今に至るまて運轉の成績良好なり。」汽壓は初め百二十ポンドにして。後百四十ポンドに進み。現時は最高百六十ポンドにして。碓氷鐵道に於ける獨逸製機關車は百八十ポンドなり。」客車は。創業の際英國より購入せしものは。三十八乘及五十人乘にして。本邦製は明治八。九年の頃神戸工場に於て製作せしを始とす。東海道鐵道成るに及ひ。百人乘八輪ボギー車を英國より購入せることあるも。其他は概れ我工場に於て製造せり。」貨車は。當初積量四噸乃至五噸のものを用ひしか。現今は多く七噸を用ひ。最大なるものを十噸とす。初め英國より輸入し。後我工場に於て製造するに至れり。」【列車の速力】列車の速力は。鐵道の勾配屈曲に關係するを以て。各線路を一概に比較し能はされとも。要するに最大速力は。水平直線に於て一時間凡そ三十五哩。百分一勾配線に於て凡そ二十四哩。四十分一に於て凡そ十五哩にして。當初に比すれは幾分か速度を增したれとも。未た著しき增進を爲すに至らす。碓氷峠アプト式鐵道は。十五分一勾配にして。最大速力を六哩とす。又停車時間を含有せる列車速力は。東海道線に於て一時間凡そ十九哩。信越線に於て(碓氷峠を除き)凡そ十六哩とす。」【信號器及制動器】信號器は當初よりセマホール常置合圖を設備し。重要なる分岐點及交叉點には交制信號器(インターロッキングシグナル)を備ふ。」制動器は當初手動のみなりしに。明治九年に至り汽動を用ひ。同二十一年東海道線に於て。始て聯續眞空制動器(コンチニュオスベキユアムブレーキ)を使用し。爾後旅客列車には槪ね之を使用することゝせりとあり。三十三年十月一日より。東京。神戸間の汽車に。始めて寢臺車を聯接し。一等客に限りて。其の室を賣ることゝせり。

【鐵道取締】鐵道運輸取締に關し。明治五年五月布告第百四十七號を以て。鐵道犯罪罰例を發布し。鐵道掛員の職務怠慢及鐵道旅客の略則違反に對する制裁を定たり。然に該罰例中には。外國人に對して施行上困難の點有に因り(英國公使は其在留人民に對し。禁錮三箇月罰金五百弗以上の制裁を與ふるの權限を有せさるか如き是也)六年三月同第百一號を以て。或種の犯罪に對する懲役禁錮の刑期を短縮し。而して或種の犯罪に對する罰金の金額を增減せり。十二年三月同第十二號を以て。禁錮を改て禁獄とし。且其刑期竝に罰金に關する規定を改正す。十三年七月現行刑法の布告せらるゝに及ひ。同法と牴觸する者は。其第五條に依て處分することゝせり(十三年十月太政官指令)と有。同卅三年三月法律第六十五號を以て。鐵道營業法を定め。同十月一日より施行し。官私設一般鐵道の係員名稱を一定せしめ。又私設鐵道に關しては。同年八月遞信省令第二十七號私設鐵道法施行規則。同第二十九號鐵道事故屆出に關する規定。同第三十號鐵道臺帳規程。第三十一號鐵道統計規程。第三十二號私設鐵道株式會社會計準則等の發布あり。又同年八月同第二十八號專用鐵道規則。同第三十三號鐵道建設規程。同第三十四號鐵道運轉規程。同第三十五號鐵道信號規程。同第三十六號鐵道運輸規程。同第三十八號傳染病患者鐵道乘車規程及び同年九月法律第八十七號。外國に於て鐵道を敷設する帝國會社に關する件を規

程せられたり。

【私設鐵道】遞信史要に云く。私設鐵道は。明治十四年十一月。日本鐵道會社に對して。東京。青森間の鐵道敷設を許可したるに始まれり。然れとも元來該鐵道たる。規模宏大にして鉅萬の經費を要し。其線路は數百哩に延亘して。公私の所有に屬する無數の土地家屋を貫穿し。又た其の工事偉大にして。且つ運輸上從來の經驗なきに因り。其收益如何を豫測する能はさる等。尋常事業に比すへからさる困難尠からさるを以て。政府の庇護を受くるにあらされは。終に其目的を達する能はさるの虞なしとせす。是に於てか當時政府は該會社の請願に對し。收益擔保其他二三の保護を與ふへきことを許可すると共に。監督上必要なる事項を定めたり。東京より青森に至る。鐵道特許條約なるもの是なり(十四年太政官達第九十三號)。然れとも收益擔保或は建設補助金の如きは。線路の位置地方の狀況等を參檢し。必要止むを得さる場合に限りて之を許可するものなるか故に。十七年以後に設立せし阪堺其他の會社に對しては。斯る特典を與へさるを以て原則とせり。二十年五月右鐵道特許條約に準據し。之を取捨增補して私設鐵道條例(本條例に據るへき電氣鐵道に關しては。二十九年五月遞信省令第八號を以て。其取締規則を發布し。三十年七月同第二十四號を以て之を改正せり)を設定せり。其制に依れは。旅客及荷物運輸營業の目的を以て鐵道を敷設せんとする者は。發起人五名以上結合し。鐵道會社創立願書に起業目論見書を添へ。本社を設置せんとする地の地方廳を經由して。之を提出し。政府に於ては其願書及目論見書を查閱し。起業の大體に不都合なしと認むるときは。假免狀を下付し。且つ地方廳に命し。發起人をして線路圖面工事方法書。工費豫算書及會社の定款を調製して之を差出さしめ。其圖面書類を審查し。妥當なりと認る時は。會社設立及鐵道敷設の免許狀を下付する者にして。發起人は此免許狀を下付せられたる後に非れは。社名を以て株金を募集し。鐵道敷設の工事に着手するを得す。既に免許狀を下付せられたる時は。一定の期間(當初免許狀下付の日より三箇月以內なりしか。三十年三月法律第二十三號を以て登記の日より六箇月以內と改正せり)に該工事に着手し。豫定の期間に其工事を竣成せさる可らす。又既に其工事を竣成し。運輸の營業を開始せんとする時は。其旨鐵道局長官(現時は遞信大臣)に届出て。其開業免許狀を得たる後に非れは。運輸の業を開くとを得す。尙ほ其營業を始めたる時は。政府は會社をして特殊の義務を負擔せしむるのみならす。免許狀下付の日より滿二十五箇年の後(特に營業期限を定たる時は其滿期後)に於ては。鐵道及其附屬物を買上くるの權ある者とす(日本鐵道會社に對する東京。青森間鐵道特許條約書に於ては。鐵道用地に對する國稅を免除すへきを記したるも。私設鐵道條例に於ては之に關する規定を爲さゞりき。是日本鐵道會社以外の會社に對しては。當初之を命令書中に記載するを以て例と爲し。二十二年に至り。改正地租條例に於て之か規定を設けしに因る)。」以上の規則及商法の規定に依り設立せる明治二十九年度末現在鐵道株式會社の線路資本金等は左の如し。

私設鐵道免許狀以上のもの

會社	會社位置	線路位置 既成	線路位置 未成	線路 既成（哩 鎖）	線路 未成（哩 鎖）	資本金 總額（萬 円）	資本金 拂込額（萬 円）	創立年月	開業年月
日本	東京市下谷區上野山下町	上野青森間小山前橋間品川赤羽間尻内湊間大宮前橋間田端友部間宇都宮日光間水戸平間岩切塩釜間×上野秋葉原間小山水戸間×水戸那珂川間	平岩沼間	七七一・三〇	八一・六四	四〇〇〇、〇〇〇〇	三一三〇、〇〇〇〇	明治十四年十一月	明治十六年七月
阪堺	大阪市難波新地六番町	難波堺間	―	六・二二	―	四〇、〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇	同　十七年六月	同　十八年十二月
伊豫	松山市久保町	高濱平井河原間 立花森松間	―	一二・七九	―	一九、〇〇〇〇	一九、〇〇〇〇	同　十九年十二月	同　二十一年十月
山陽	神戸市兵庫西柳原町	神戸廣島間 ×兵庫和田岬間	廣島赤間關間	一九一・四六	一三〇・〇一	一八〇〇、〇〇〇〇	一〇八〇、〇〇〇〇	同　二十一年一月	同　二十一年十一月
甲武	東京市麴町區飯田町	飯田町八王子間	―	二六・七七	―	三〇〇、〇〇〇〇	一四一、〇〇〇〇	同　二十一年二月	同　二十二年四月
大阪	大阪市道頓堀湊町	湊町奈良間 王子櫻井間 天王子梅田間	―	四五・二五	―	三四五、〇〇〇〇	三〇四、五〇〇〇	同　二十一年二月	同　二十二年五月

會社	會社位置	線路位置 既成	線路位置 未成	線路哩數 既成(哩鎖)	線路哩數 未成(哩鎖)	資本金 總額(萬 円)	資本金 拂込(萬 円)	創立年月	開業年月
讃岐	香川縣下多度津港	高松 琴平間	—	二六・七〇	—	一〇〇、〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇	明治二十一年二月	明治二十二年五月
九州	福岡縣下門司港	門司八代間 小倉行橋間 鳥栖武雄	柄崎長崎間 早岐佐世保間 宇土三角間	一九一・一九	八六・四五	一六五〇、〇〇〇〇	九七四、二四〇七	同二十一年六月	同二十二年二月
關西	三重縣下四日市濱町	名古屋草津間 龜山津間 柘植上野間 片町四條畷間	上野奈良間 木津四條畷間 大住八幡間	九五・三五	四六・三〇	一〇七〇、〇〇〇〇	七七九、五九五〇	同二十一年二月	同二十一年二月
筑豊	福岡縣下若松港	若松臼井間 直方金田間 小竹幸袋間	臼井熊田村下山田間	三八・四七	三・三〇	四九九、〇〇〇〇	四〇四、四六五〇	同二十二年七月	同二十四年八月
參宮	三重縣下度會郡小俣村	宮川 津間	宮川山田間	二三・五八	二・四〇	一三五、〇〇〇〇	一二〇、〇〇〇〇	同二十三年八月	同二十六年十二月
佐野	栃木縣下葛生町	葛生 越名間	—	九・五四	—	一四、五〇〇〇	一四、五〇〇〇	同二十六年四月	同二十七年三月
總武	東京市本所區柳原町	本所 佐倉間	佐倉銚子間	三一・四〇	四〇・四〇	二四〇、〇〇〇〇	二三九、四五一〇	同二十二年十二月	同二十七年七月
播但	兵庫縣下姫路市	飾磨 生野間	生野和田山間	三〇・六二	一四・一八	一八〇、〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇	同二十六年六月	同二十七年七月
青梅	東京市麴町區飯田町	立川 青梅間 ×青梅 日向和田間	—	一三・〇〇	—	二〇、〇〇〇〇	一七、八七〇〇	同二十五年六月	同二十七年十一月
川越	同	國分寺 川越間	—	一八・四〇	—	三六、〇〇〇〇	三一、一六六五	同二十五年六月	同二十七年十二月
豐州	福岡縣下行橋町	行橋 後藤寺間	行橋柳ヶ浦間	一八・三〇	二七・五三	三〇〇、〇〇〇〇	三〇〇、〇〇〇〇	同二十三年十一月	同二十八年八月
南和	奈良縣下御所町	高田 五條間 ★五條 二見間	—	一六・六〇	—	六五、〇〇〇〇	六五、〇〇〇〇	同二十六年七月	同二十九年五月
奈良	同 奈良町	京都 奈良間	—	二六・〇〇	—	一五〇、〇〇〇〇	一三九、九三九三	同二十六年四月	同二十八年九月
房總	千葉縣下千葉町	千葉 大綱間	大綱成東間 大綱一ノ宮間	一四・四四	二〇・七六	一二〇、〇〇〇〇	一一八、六三六〇	同二十六年九月	同二十九年一月
道後	愛媛縣下道後	道後松山 御寶町間 道後 古町間	—	三・〇六	—	六、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇	同二十七年一月	同二十八年八月
南豫	同 郡中村	松山 郡中間	—	六・六六	—	一三、五〇〇〇	一三、五〇〇〇	同二十七年一月	同二十九年七月
京都	京都府下葛野郡朱雀野村	二條 嵯峨間	京都二條間 嵯峨舞鶴間 舞鶴綾部間 舞鶴宮津間 味方和田山間	三・六五	一〇〇・二一	五一〇、〇〇〇〇	二〇三、六八五〇	同二十八年十一月	同三十年二月
成田	千葉縣下印旛郡根郷村	佐倉 成田間	成田佐原間	八・〇〇	一七・〇〇	七五、〇〇〇〇	七三、五八五五	同二十八年十一月	同三十年一月
阪鶴	大阪府下西成郡曾根崎村	神崎 池田間	池田福知山間	六・五七	六〇・二三	四〇〇、〇〇〇〇	一〇二、四一一二	同二十九年四月	同三十年一月
太田	茨城縣下太田町	—	太田水戸間	—	一二・一八	三四、〇〇〇〇	二七、五五八八	同二十六年十二月	—
初瀬	奈良縣下奈良町	—	奈良櫻井間	—	一二・一七	五〇、〇〇〇〇	一二、五〇〇〇	同二十七年七月	—
中越	富山縣下高岡市利屋町	—	高岡城端間	—	一八・五〇	三五、〇〇〇〇	三二、三二五五	同二十八年十一月	—
北越	新潟市本町通	—	直江津新發田間 新津沼垂間	—	九九・〇六	三七〇、〇〇〇〇	二四三、一八三六	同二十八年十二月	—
上野	群馬縣下高崎町	—	高崎下仁田間	—	二〇・五三	四〇、〇〇〇〇	三二、六五四六	同二十八年十二月	—

豊川	愛知縣下豊橋町	—	大海豊橋間	—	一八・五五	八〇、〇〇〇〇	三四、九九二五	同 二十九年一月
河陽	大阪市南區南炭屋町	—	柏原三日市間	—	一一・二三	三〇、〇〇〇〇	一一、六二七三	同 二十九年二月
西成	大阪府下西成郡上福島村	—	川北曾根崎間	—	四・一〇	一六五、〇〇〇〇	一〇一、七一三五	同 二十九年二月
唐津興業	佐賀縣下唐津町	—	唐津牛津間	—	二七・三〇	一二〇、〇〇〇〇	四六、八四五〇	同 二十九年二月
南海	大阪市難波新地六番町	—	湊町和歌山間	—	四二・三一	二八〇、〇〇〇〇	一六六、九六七〇	同 二十九年三月
兒島	岡山縣下倉敷町	—	倉敷味野間	—	一二・三八	二八、〇〇〇〇	七、〇〇〇〇	同 二十九年三月
勢和	三重縣下松阪町	—	櫻井松阪間 川合阿漕間	—	六四・七五	三六〇、〇〇〇〇	三六、〇〇〇〇	同 二十九年四月
伊賀	同 名張町	—	榛原三田間	—	二五・四〇	一二〇、〇〇〇〇	二八、三三八八	同 二十九年四月
中國	岡山市	—	岡山米子間	—	九八・〇四	五〇〇、〇〇〇〇	一二五、〇〇〇〇	同 二十九年四月
磯港	水戸市上市天王町	—	水戸祝町間	—	八・二六	三〇、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	同 二十九年四月
高野	堺市熊野町	—	堺橋本間	—	二三・四〇	一五〇、〇〇〇〇	三七、五〇〇〇	同 二十九年四月
七尾	石川縣下七尾町	—	津幡七尾間	—	三一・五八	七〇、〇〇〇〇	四〇、八二八〇	同 二十九年四月
紀和	奈良縣下五條町	—	五條和歌山間	—	三二・三四	一四〇、〇〇〇〇	三三、三三五六	同 二十九年四月
伊萬里	佐賀縣下伊萬里町	—	伊萬里有田間	—	八・一六	二七、〇〇〇〇	一〇、五一七二	同 二十九年五月
豆相	東京市日本橋區小網町	—	長泉田中間	—	一〇・四一	四〇、〇〇〇〇	一一、七九六五	同 二十九年五月
近江	滋賀縣下彦根町	—	彦根深川間	—	二七・四五	一〇〇、〇〇〇〇	二八、四七八七	同 二十九年六月
山鹿	熊本市洗馬町	—	山鹿植木間	—	一二・四〇	六〇、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇	同 二十九年六月
吉備	岡山縣下御野郡石井村	—	岡山淺尾間	—	一三・〇〇	三五、〇〇〇〇	四、二〇〇〇	同 二十九年十月
尾西	愛知縣下津島町	—	一ノ宮彌富間	—	一六・〇二	六〇、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇	同 二十九年十月
津輕	青森縣下北津輕郡五所河原村	—	木造黒石間	—	一九・七〇	六〇、〇〇〇〇	—	同 二十九年十一月
金邊	福岡縣下小倉町	—	高濱熊田村下山田間	—	二六・七四	一五〇、〇〇〇〇	—	同 三十年三月
總計	—	—	—	一六四一・七二	一三二九・五七	一、五二三二、〇〇〇〇	九五九六、八九七八	—

備考

一筑豐鐵道株式會社は三十年九月限り解散し。其線路は九州鐵道株式會社の所有に歸せり。

一×は貨物線なり。

テツタ

テツタ

一日本鐵道外三會社に對しては。現に補助金を下付し。若くは嘗て之を下付せしことあり。即ち日本鐵道會社に對しては。明治十四年十一月太政官達第九十三號東京より青森に至る鐵道特許條約書に於て。會社の株金募集の上は。每區建築落成迄は其株金拂込の翌月より起算し。一箇年八分の利子を下付し。又每區運輸開始の後其收入の純益一箇年八分に上らさるときは。東京より仙臺迄の間は每區十箇年間。仙臺より青森迄は每區十五箇年間。政府より其不足を補給すへきを定めたり。

九州鐵道會社に對しては。二十二年四月三十日附內閣總理大臣の改定命令書に於て。其工區（福岡縣門司より小倉。福岡。久留米。熊本縣熊本を經て三角迄。佐賀縣田代より分岐し佐賀。有田を經て長崎縣長崎迄。有田より分岐し長崎縣佐世保迄。熊本縣宇土より分岐し八代迄。小倉より分岐し福岡縣行事迄）哩數通計二百七十一哩四分の一に對し。政府は特別の詮議を以て。每區工事落成の上。其哩數に對し一哩金二千圓の割合を以て。特別補助金を下付すへしとせり。

山陽鐵道會社に對しては。二十三年三月內閣總理大臣の命令書を以て。姬路以西赤間關に至る鐵道凡そ二百七十二哩に對し。每工區の工事全部落成の上。一哩金二千圓の割合を以て。每工區に就き之を下付することゝせり。

私設鐵道假免狀下付のもの

會社	會社位置	線路位置	線路（哩鎖）	資本金（円）	假免狀下付年月
酒田	山形縣下酒田港	酒田新庄間	三一・〇〇	一〇〇、〇〇〇〇	明治二十七年八月
都賀	栃木縣下栃木町	栃木鹿沼間	一三・五二	二〇、〇〇〇〇	同二十八年十二月
常野	栃木縣下眞岡町	川島烏山間	三一・二〇	五五、〇〇〇〇	同二十九年一月
岩越	東京市	郡山酒屋間	一〇五・〇〇	六〇〇、〇〇〇〇	同二十九年一月
宇和島	愛媛縣下宇和島	宇和島吉野生間	一五・四〇	二六、〇〇〇〇	同二十九年一月
中備	岡山縣下倉敷町	倉敷高梁間	二〇・〇〇	八〇、〇〇〇〇	同二十九年四月
房總	千葉縣下千葉町	蘇我木更津間 一ノ宮勝浦間	四〇・一三	工費豫算 一三八、〇〇〇〇	同二十九年五月
筑豐	福岡縣下若松港	金田伊田間 熊田村下山田同村上山田間	四・六〇	同 二八、〇〇〇〇	同二十九年五月
四國	愛媛縣下松山市	松山多度津間	九五・〇〇	三五〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
德島	德島縣下德島市	德島川田間	二一・〇〇	八〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
南豐	大分縣下大分町	大分竹田間 大分長州驛間	七一・〇〇	二八〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
京姬	京都市	姬路園部間 西本梅龜岡間	六〇・〇〇	三五〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
東肥	熊本縣下熊本市	熊本大津間	一四・〇四	六〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
土佐	高知縣下高知市	江ノ口山田野地間 江ノ口須崎間	三三・〇〇	一三〇、〇〇〇〇	同二十九年五月

毛武	東京市新肴町	板橋足利間	五・五〇〇		二二五、〇〇〇〇	同二十九年五月
播但	兵庫縣下姫路市	和田山津居山間	三〇・〇〇〇	工費豫算	九〇、〇〇〇〇	同二十九年五月
常總	茨城縣下下館町	取手宇都宮間	四九・〇〇		一六五、〇〇〇〇	同二十九年六月
丹後	京都府下峰山町	宮津湯島間	三六・〇〇		一五〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
武州	東京市南小田原町	八王子高崎間 飯能川越間	六八・〇〇		二四〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
東武	東京市	千住足利間	四八・四〇		二六五、〇〇〇〇	同二十九年六月
上武	東京市小舟町	大宮鄕熊谷間	三〇・〇〇		九〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
相模	神奈川縣下厚木町	平塚相原間	二一・〇〇		七五、〇〇〇〇	同二十九年六月
武相中央	東京市	千駄ヶ谷小田原間	四八・〇〇		二五〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
駿甲	東京市	岩淵甲府間	四七・〇〇		四〇〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
有馬電氣	神戸市	神戸湯山間	一五・〇〇		三〇、〇〇〇〇	同二十九年六月
筑紫運炭	福岡縣下黑崎村	木屋瀨黑崎間	七・四〇		八〇、〇〇〇〇	同二十九年七月
豐州	福岡縣下行橋町	後藤寺豐國炭坑間 大藪炭坑小松炭坑間 後藤寺起行炭坑間 後藤寺川崎間 香春金川間 伊田添田間	一三・三〇	工費豫算	一〇〇、〇〇〇〇	同二十九年七月
筑後	福岡縣下羽犬塚村	黑木大川間	二〇・四〇		七〇、〇〇〇〇	同二十九年七月
上越	東京市	前橋長岡間	八六・〇〇		五〇〇、〇〇〇〇	同二十九年七月
筑豐	福岡縣下若松港	石峯戸畑間	二・〇〇	工費豫算	三八、〇〇〇〇	同二十九年七月
小倉	福岡縣下若松町	小倉戸畑間	四・〇〇		二五、〇〇〇〇	同二十九年七月
石卷	宮城縣下石卷町	石卷鍛冶屋澤間	四〇・〇〇		一〇〇、〇〇〇〇	同二十九年八月
大社兩山	廣島市	廣島赤江間 赤江米子間 赤江杵築間	一五〇・〇〇		六九〇、〇〇〇〇	同二十九年八月
船越	福岡縣下福岡市	船越飯塚間 前原滿島間 濱崎伊萬里間 仲原太宰府間	七八・〇〇		三〇五、〇〇〇〇	同二十九年八月
總武	東京市柳原町	船橋佐倉間	一四・〇〇	工費豫算	四二、〇〇〇〇	同二十九年八月
關東中央	茨城縣下岩瀨	岩瀨水海道間	二八・〇〇		九〇、〇〇〇〇	同二十九年九月
野岩	栃木縣下今市町	今市若松間	六六・二七		四九七、五五〇〇	同二十九年十月

會社	會社位置	線路位置	線路	資本金	假免狀下付年月
山口	山口縣下山口町	山口三田尻間	一六・〇〇哩鎖	五〇、〇〇〇〇円	明治二十九年十二月
南豫	愛媛縣下郡中村	郡中八幡濱間	三八・二〇	二〇〇、〇〇〇〇	同三十年三月
關西	三重縣下四日市濱町	河原田津間	一二・三〇	六〇、〇〇〇〇	同三十年三月
九州	福岡縣下門司港	黑崎戶畑間	四・二〇	工費豫算 一九、二五四万	同三十年三月
總計	―	―	一五八三・三六	七一四三、八〇四五	―

明治五年布告の鐵道略則及び同六年布告の鐵道犯罪例は（三十三年兩則とも廢す）。私設鐵道にも之を適用すへきものなることは。十六年第二十三號布告の明定せる所なり。然るに二十年五月發布の私設鐵道條例は。更に一歩を進めて。官設鐵道に施設する規則は。私設鐵道にも亦之を適用すへしと規定したるを以て。私設鐵道に行はるゝ規則は。其大體に於ては固より官設鐵道と異なることなしと雖も。旅客貨物の運賃の如きに至りては。地方の狀況に因りて多少の差異なきを得す。從て各社運賃定率異なりと雖も。下等旅客に關しては。私設鐵道條例中。一哩一錢五厘を超過すへからさるの規定あり。」而して其後明治三十三年三月法律第六十四號を以て私設鐵道法を發布し。其の規定に改良進歩を加へたり。猶私設鐵道の取締に付ては。前項を見るへし。

テツダウバシヤ　鐵道馬車は。明治十三年十一月東京にて計畫し。明治十五年六月二十五日より。新橋日本橋間に馬車六輛を以て往復を開始せり。日々新聞に。鐵道馬車。同馬車は昨二十五日假に業を開き。午前十時に發車を爲し本府少書記官銀林君及土木課の官吏三名が第一車に乘込み新橋より日本橋迄往復し。續て六臺順次に發し。終日の雨天にも拘らず。乘人は室に溢るゝ程にて有し」と見ゆ。線路は新橋上野間。上野淺草間。淺草新橋間と漸次完成し。殊に花見時季等の乘客滿載の繁昌を見るに至りしが。明治三十二年品川馬車鐵道を買收し。電氣鐵道に改むるとになり。東京電車鐵道會社と改稱したり。此の社の軌條は凹線なるが。後に國府津湯本間に作れるものは凸線なり。【電氣鐵道】の開祖は。明治二十六年京都七條より南禪寺まで開業したるを始とす。【人車鐵道】軌條の上に車輛を置き客を乘せて。人力にて運轉することは。明治二十二年ごろ。藤枝と燒津との間に開業せるを始とす。二十八年中。小田原と熱海との間に開業せるは其の車輛大に整理せり。

テツパウ　鐵砲。（ジユウハウを見よ）

テナラヒ　手習は。文字をかくことを習ひ。手跡を學ぶなり。古代晉唐あたりの人の書法を傳へ。佐理卿。行成卿。空海など。名筆の聞えありて。いづれも皆漢樣の書法なり。大寶令の制に書博士あり。和樣の手習盛なるに及び。手習ひといふ辭も見えて。延喜五年に成れる古今集序に。難波津淺香山の歌を。てならふ人の始にもしけると見え。源氏にも。まだ難波津をだに。はかぐしくつゞけ侍らぬなどいへり。然れば手習ふはじめには。難波津淺香山のうたを。まづならひしものなるべし。其歌は「難波津にさくやこのはな冬ごもり。今を春べとさくやこの花」。「淺香山影さへ見ゆる山の井の。あさくは人をわれおもはなくに」といふ二歌なり。さて後には空海の作なるいろはの歌を。都鄙一般手跡の初歩に習ふとはなりぬ。曆應。文和のころ。大乘院宮尊圓法親王は書法に秀でたまひ。後光嚴天皇（御年十五）に手跡の事を傳へまゐらせ。世尊寺行房朝臣。同じく從三位行尹卿の口傳を記し奉らる。これを入木抄といふ（時に文和元年十一月の事なり）。凡案往來に。「近日者和字漢字。共以二青蓮院尊圓法親王御筆一。爲二規模一而都鄙翫レ之とあるを見れば。その能書におはせし事知るべし。後世御家流といふは是なり。近來書家といへる一流の人。みな手跡の指南をなせり。【吉書始】日本歲時記に云く。元日字を始書す。曆にこれを吉書始といふ。其文王羲之が月儀書を用ゆへし。其文にいはく。日往月來。元正首レ祚。大簇告レ辰。微陽始布。罄無レ不レ宜。和レ神養レ素。又みづから歌をよみ。詩を作りても書へし。俗に歲旦に詩を作り字を書すを試筆と稱す。試筆とはもろ

こしにはいつにても筆をこゝろむる事をいふ。しかれば歳首の詩を試筆と稱するは和國のみかくいふにや。又試觚。試翰。試毫などゝもいへり。もろこしにも歳旦に詩を作る事は侍れど。我邦のごとく定りたる風俗にはあらず。

【淸書】德川氏の頃。寺小屋にて手習を習ふには。草紙と名づけて。二十枚ほどの半紙を綴り。手本を見て之に文字を習ふ。草紙は年を經て黒く光る。之を習ひて六日目毎に淸書をなす。淸書草紙は白き半紙を綴ぢたる者にて。先生は之に朱にて一字一字に點を施し又は直しを施し。末に簡單に評語を附記す。

【闕書】は德川氏の頃。手習の師匠にて春秋二季に生徒の筆蹟の大試驗を行ふことなり。書初と同じく。師匠より手本を渡す。二三字より十字十二字。年齡により文字の多少あり。美濃紙を繼き合はして。之を大字に認めしめ。其の巧拙によりて大よそ順序を立て。寺小屋の教塲に張出し。衆人の覽に供す。

【唐樣】筆法に和樣と唐樣の二種あり(テラコヤ參看)。唐樣は王羲之。趙子昂。文徵明。歐陽詢(鄭板橋。方孝孺などは奇を好む人の學ぶ所なり)等を學び。其の他我が國の書家の風を學べり。而して寺小屋にては御家流のみを教ふ。

【筆道】又入木道と云ふ。書の原則に永字八法。二十六點などの事あり。

側　勒　努　啄　策　掠　趯　磔　永

【永字八法】崔瑗授二鍾繇一永字八法に云く。側蹲鴟而墜石。勒緩縱以藏レ機。努彎環而勢曲。趯峻快以如レ錐。策依稀似レ勒。掠彷彿以宜レ肥。啄騰峻而速進。磔憶レ昔以遲移。」また衛夫人授二王羲之一永字八法に云く。側不レ貴レ臥。勒常患レ平。努過レ直而力敗。趯當レ存而勢生。策仰收而暗揭。掠左出而鋒輕。啄倉皇疾罨。磔趯趯而開撑」とあり。文字を作るに。永の字は各種の筆法を具備せるを以て。此の字を筆道の大切なる文字とせしなり。【二十六法】の筆意は。

玉案　鉄柱　聚水　宝蓋　鉄城

犀角　金刀　蟠龍　獅口　鉄鈴　懸珠

彎筝　浮鵝　新月　鬪鶉　怪石　龍爪

梅核　杏仁　群鵲　瓜種　亀頭　羊角

緊勾　飛ノ　漫遊魚

此の法に傚ふべしとあり。

【明朝。淸朝】明朝は筆にて書く文字に非ず。印刷に用ふる字體なり。支那の明朝時代に。數人にて文書を謄寫するも。手の違ふことなき樣に工夫したる者なりと云ふ。淸朝は淸朝時代の文字の意なるべけれども。今云ふ淸朝活字の字體は果して淸朝に用ひられたる者にや。信じがたし。

【書家】唐樣の書を教ふるを以て業とする者之を書家と云ふ。但書家は家に生徒を

集めて習はしめず。稍〻高等なる通學の生徒のみを教育す。寺小屋の幼年生徒を集めて。草紙に習はしむるとは差異あり。元祿。享保以來。名ある書家。菱湖。米庵。雪山。廣澤。烏石。東江。雪城。秋巖。澤香。董齋。雪江。得所等なり。

【三筆】。【三蹟】サの部に出す。

【本朝の入木道】史學雜誌に横井時冬の考を載す。云く。筆道のことを入木道といふは。晉代の王羲之が。成帝の時にありて。北郊の祀の祝版にかけるものあるを。後に削り見るに。その筆勢深さ七分ばかりも。墨色のしみ入りしよりいひはじめて。唐代の孫過庭。白居易などいふ人々も。入木といひたるを。本邦にても。やがて筆道の一名とはなしたるなり。されば世尊寺伊行朝臣の。夜鶴庭訓抄にも。「入木とは手かく事を申す。この道こそなに事よりもつたふべけれ」といはれき。入木道については。金玉積傳集。麒麟抄。夜鶴庭訓抄(伊行朝臣以下。行能卿。經朝卿。行房朝臣。行尹卿。行忠卿等。何れも夜鶴庭訓抄と稱するものあれども。其事柄に至りては。大同小異のみ)。才葉抄。入木抄。入木初學式。鳳朗集。烏羽玉集。筆道尊祖集。夜鶴集。墨池掌譜などいふものもあれど。この內前中書王の金玉積傳集。行成卿の麒麟抄と稱するものは。全く後人の假托してつくりしものと思はる。これらの書物あるも。大抵口傳と稱して。其事を丁重にしたり。中にも額。大嘗會御屛風。年中行事障子。願文の類は。最も大事と稱するものにて。故實いと多し。この他筆道七字口傳。文字九種口傳。文字十個の名目。陰陽點。十二點。七十二點。十二筆法。文字九品。文字十二品なといふことより。筆のもち方。墨つぎ等。いと多けれども。こゝには其一斑を示しおくのみ。

○筆道文字口傳

一春。蹊。殖。折。出。回。捨。

○文字九種口傳

一折。曲。回。捨。返。推。遣。局。繼(烏羽玉集)。

○文字十個の名目

一切之文字書覺。雖レ無二相傳盡期一。都而十個の名目に縮めると云々。一頭重。二內空。三左短。四右長。五黑白。六等同。七離合。八合字。九肉多。十骨少。以上十箇之名目畢(麒麟抄)。

一頭重は。筆の打立て所を。不レ曲ゆりすへて書くべきなり。

二內空は。文字の內を空に書をいふ也。

三黑白は。文字白黑同分に書をいふなり。

四等同。是も白黑同沙汰なり。

五右長は。文字の右を長く書ことなり。

六左短は。左を短く書事なり。

七離合は。字を書くに。竝字を引放して書事也。

八合字は。竝字を合して見るに。一字の樣に成をいふなり。

九肉は。皮肉を通して書べきなり。餘りほそきも惡し。

十骨とは。少强體なり。剛過たるも惡し(夜鶴集)。

○陰陽の點

陰は厚く。陽は薄く長し。陰は重く。陽は輕く。陰は必推。院は必浮。陰陽之筆不仕分は。非二能書一也(鳳朗集)。

○十二點

懸針。垂露。鶻鵲。回鸞。魚鱗。虎爪。遠波。龍爪。鸜鵒。虹脚。折針。萬歲。

○十二筆法

平。直。均。密。鋒。力。輕。潔。補。損。巧。稱。

一字の內十二の筆法あり(夜鶴庭訓抄)。

一平は。いかにも平に書をいふ也。

二直は。すなほに書をいふなり。

三均は。四方八方に心付て書をいふなり。

四密は。嚴敷書くをいふ。但透間もなく書ことなり。

五鋒とは。劍のさきの樣に書を云。但眞ばかりなり。

六力は。强く書をいふなり。餘り强も惡し。曲めに心を付べし。

七輕とは。いかにも。輕をいふなり。筆輕に書べし。

八潔とは。筆を能つかひ。潔く書をいふなり。

九補とは。字透間を補て書をいふなり。

十損とは。先草書を可レ習也。其後いか樣も可レ習也。

十一巧とは。不レ書内に。文字形などの工をいふなり。

十二稱とは。萬端書て心に賦て書べきなり(烏羽玉集)。

○文字九品

テナラ

眞に三品
- 眞の眞　唐書。論語。孝經。史記等也。
- 眞の行　諸經。
- 眞の草　祈陳訴狀。凡申狀也。

行に三品
- 行の眞　諷誦。願文等也。
- 行の行　番狀等也。
- 行の草　消息等也。

草に三品
- 草の眞　諸抄物。諸書。記文書等也。
- 草の行　諸日記書也。
- 草の草　色紙類なり(筆道尊應集)。

後世世尊寺。持明院。青蓮院などにてとなへし入木道は。前に揭けたる書物によりてこれを秘説と稱し。口授したるに過ぎざりき。皇朝の文字といふものを用ゐられしは。應神天皇の朝より始まりて。文字もて事をしるすことはありつらめど。其のよしあしをえらまるゝまでは。なかりしと見えたり。國史にもあらはれしことなし。天智天皇の御宇十年に。學職嫻ニ兵法一解レ藥明ニ五經一嫻ニ陰陽一者らに授ニ冠位一とあれど。書藝の事みえず。其後天武天皇の御宇二年に。聚ニ書生一始寫ニ一切經於川原寺一とあれど。其人をしるさず。持統天皇の御宇五年に。書博士百濟末士善信に。白銀を賜ひしことみゆ。されば令前に。はや書博士の置れしものとしらる。大寶の令には。式部省中大學寮をおき。書博士二人掌レ教レ書。凡書學生以ニ寫レ書上中以上者一聽レ貢とみえたり。これよりさきは。はや書法を傳へて講せしものと思はる。そは孝謙天皇の御字。天平勝寶八歲に。近江朝書法一百卷施ニ入崇福寺一とあり。此書いかなるものにや。考ふる所なし。推古天皇の御宇以下。文武天皇の御宇にかかれる金石文字。なほ存せるものあるが故に。當時いかばかり書法の進みしかを見るべし。即ち觀世音菩薩造像記。藥師佛造像記。釋迦佛造像記。二天造像記(以上法隆寺)。宇治橋斷碑。船首王後墓版。小野朝臣毛人墓志。上野國山名村碑。采女氏塋域碑。妙心寺鐘銘。那須直韋提碑。藥師寺奉塔擦銘文。忌寸爾麿墓版。威奈眞人大村墓誌などの類なり。寧樂朝にいたりては。金石文のみならず。名家の肉筆も殘りゐて。そのさまを窺ふに足れり。上は聖武天皇。光明皇后をはじめ。下は諸寺の寫經生にいたるまで。大むね絕妙の筆法なりき。東大寺の獻物帖に。書法二十卷(近江朝の書法に同じきもの)搨晉右將軍王羲之筆書。同羲之扇書などいふものみえて。王右軍の筆蹟を。一般に習ひしものと思はる。されは萬葉集に。羲之大王などかきて。てしとよませたり。大王は。獻之を小王といへるに對しての詞なり。されは王右軍の書を手師として。當時習ひたることを知るべし。平安朝に至りては。上に嵯峨天皇のごとく。ふかく筆道を好ませ給ふみかどもおはしゝに。剩へ空海法師。橘逸勢とともに唐國に留學し。或は韓方明につき。或は柳宗元につきて筆法をうけられ。歸朝の後。筆道盛に行はれてより。續いて名人もいできたれり。されば入木道にては。嵯峨天皇。弘法大師をば。三賢とあがめ。道風朝臣。佐理卿。行成卿をば。三賢とあふぎて世々のかゞみとはせり。また道風朝臣を野跡。佐理卿を佐跡。行成卿を權跡などいひもてはやせり。唐國に於ては蔡邕より連續して。韓方明は空海に。柳宗元は橘逸勢に傳へたり。皇朝の書も。大乘院宮尊圓法親王がのたまひし如く。聖武天皇。光明皇后。弘法大師。嵯峨天皇。橘逸勢。敏行。美材等まで大旨一體なり。然るに道風朝臣。そのあとを相續して一流をいだされ。晉人の書法漸く變じて皇朝樣となれり。かの東福寺の虎關が。本朝延曆。大同之昔者。和漢同ニ其芳躅一。天曆。天喜之比。和漢異ニ其閫域一也といへる一言。よくいひつくされたり。これより各野跡の風となりにき。殊にこの頃ほひより。唐人が誇りし連緜遊絲の草にも勝りたる。いともうるはしき草假字はかきいだされたり。行成卿も野跡をうつされしかど。聊か又我樣をかきて。世尊寺の一風を起されし大祖にして。皇朝書道の特色ともいふべき草假字を大成せられき。この後は一條天皇の御宇よりこのかた。白河。鳥羽の御宇まで。能書も非能書も。皆權跡の風體なり。

世尊寺筆道略系

○行成―行經―伊房―定實―定信―伊行―伊經―行能―┬經朝―經尹―┬行房―行實
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　└行尹―行忠―行俊―行豐―行高―行季
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└定成

法性寺關白出現の後。また天下一向此樣になれり。其の上後京極攝政いでられしかば。一層此風盛になれり。後嵯峨天皇の頃までも。此體なりしかば。しかはあれど。この法性寺の關白も。はじめは權跡を慕ひて習はれ。後一流を出されしかば。行成卿の系統のうちへ入るべきものか。さて三賢のうち。ひとり行成卿のみぞ。子むまごながく相續して。家の風吹つたへぬれば。世にはこの流をこそ家樣といひてもてはやしけるとぞ。されど世尊寺も。年を經るまゝに。少しく筆力も衰へかゝれるを。行成卿八代の孫。行能卿いでゝ中興せられたり。然るに又行成卿十一代の孫。行

房朝臣。延元二年三月六日。金崎城にて戰死せられ。一時絶えなんとせしを。弟行尹卿北朝に仕へて。其あとをつがれしかど。行成卿十七代の孫にあたれる行季卿にいたり。さしもめでたかりし家も。あとなくなりしかば。時のみかど後奈良天皇。この道の絶えなんことをいたくをしみ給ひ。持命院家は代々世尊寺家の門弟なればとて。持明院基春卿に。世尊寺のあとをつがしめられたり。これよりこの家にて。公事の書役をつとむること。世尊寺の如くなれりとぞ。

持明院筆道略系

○基春——基規——基孝——基久——良恕——基定——基時——基輔
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|基雄——基胤——宗時——基武

されば世尊寺は。行房朝臣のとき。大乘院宮尊圓法親王（伏見天皇第六皇子。延文元年九月二十三日薨）へ傳へ奉りて。靑蓮院流を出し（靑蓮院流の内にても。尊應流。尊鎭流。尊朝流。尊純流など稱して。自ら一派の如くもてはやすものあり）。行高卿の時。基春卿へ傳へられて。持明院流をなしぬ。入木道も世を經るに從ひ。くづれきたりしが。ことに室町將軍のころに至りては。其極度に達したるに。秀吉。秀次の兩公。古筆をいたく好まれ。諸寺の寶物を。一きれ二きれづゝきりとりて。古筆鑑といふものをつくりて。もてはやされしより。これにならひて。古筆を愛するものいで來れるにつれて。近衞三藐院（近衞前久公男實名信尹。慶長十九年十一月二十五日薨）。本阿彌光悅（本阿彌光二男。寛永十四年二月三日歿）。瀧本坊昭乘（八幡社僧。寛永十六年九月十八日歿）などいふ名人をいだしぬ。持明院家も。基久朝臣。慶長二十年五月七日。大阪にて戰死せられ。一時たえなんとせしを。基久朝臣の父。基孝卿の門人。竹内門主良恕法親王より。基久朝臣の養子基定卿に傳へ給ひて。やう〳〵入木道を再興せられき。されども後水尾天皇。深き御叡慮あらせられて。賀茂の藤木敦直を。書博士になし給ひて。公事の書役をつとめしめ給ふことゝなれり。この藤木も。其曾孫司直にて斷絶し。司直の門人賀茂の岡本邦氏。其あとをつぎて書博士となりしが。一代にしてたえしかば。同じ賀茂の岡本保考（同姓なれど邦氏とは全く別の家なり）。司直の門人花山院常雅公より書法をうけて。書博士となりにき。これより其子孫代々うけつぎて。慶應の際までつとめたりとなん。はじめ上代樣の衰ふるや。僅に曾我刑部大輔孝成これをうけつぎて。飯河秋共に傳へしを。賀茂縣主成定これをうけて。其法を甥敦直に傳へしもの。賀茂流とはなれり。

賀茂流筆道略系

○飯河治部少輔淸原秋共——成定——敦直——寂源——生直——司直——
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|荒木素白
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|佐々木志津
|邦氏——氏梁
|常雅——保考——胡保——保誠
　　　　　　　|一條忠良
　　　　　　　|花山院愛德
　　　　　　　|山口行厚

公事の書役は。賀茂流にてすることとなれど。入木道の傳授は。なほ持明院家にありしかば。上代樣の書を書く人は。大抵其門に入りて。ゆるしをうくることとなりしとぞ。眞淵。千蔭の如き人達さへ其門に入られしといふ。寛政のころ。幕府の右筆森傳右衞門（實名尹祥。寛政十年三月十二日歿）持明院家より受つぎて。旗本其の他諸藩の士へ。入木道の傳授をゆるされ。復古の志ありしかば。屋代弘賢などに傳へて。しきりに賀茂流を難ぜられしかど。持明院も只いたづらに名のみとなりて。せんすべもなかりき。さて前にいひし如く。皇朝もいにしへの能書は。唐山の名家にも。をさ〳〵劣らざりしかば。玉煙堂法帖。戲鴻堂法帖なども。日本草書如二唐人一是二王筆一也など。さしはさみてほめたりしかば。段々世を經るに從ひて。其の書風もくづれ來りしかど。かの宋元より明にかけて渡航せし僧侶。大むね詩文をよくし。何くれとなく彼土の風俗に化せらるゝものから。書も一種の唐樣をかきて。見るべきものありしも。公武の間の書式には。一定の皇朝樣ありて用ゐられず。また世間にも賞翫せられざりしものと見ゆ。そは僧虎關の異制庭訓に。小生稽古者唐樣者暫可レ被レ閣行成定成兩樣之間可レ有二御習一候とありて。元亨。建武のころ。已に唐樣の名ありしかども。なほ世尊寺風を貴ひて習ひしものと思はる。室町將軍の頃に至りては。書風尤もくづれて。手かく人少き時代なれど。遣明船にて渡航せし京都五山の僧侶は。彼土の書風をまなびて。能書とはいひがたけれど。まゝ賞翫すべきものありき。其後慶元の頃。惺窩。羅山などいふ名僧いでしが。書には心をいれざりしと見え。皇朝樣にもあらず。唐樣にもあらざる俗書なりしなり。さるを獨六々山人（石川丈山）宋人の隷書をよくかきて。くづれたる上代樣をそしり。唐樣の端を開かれしが。唐樣の萌芽をいだしゝは。明末にあたり。亂をさけて彼土の名士が來朝せ

しと。荛道に黃蘗の寺を建つるに及ひて。彼土の高僧が多く歸化せしとによれり。されど直接に唐樣の書法をとなへられしは。雪山。廣澤二老よりこのかたの事ぞかし。雪山明人兪立德より。文衡山四傳の書法をうけ。これを廣澤につたへ。それより其風盛になれり。

明文衡山正傳筆法略系

○文衡山──文彭
　└文　嘉──文啓美──全　梁──任德天──兪立德─┐
┌─────────────────────────────────┘
└北島雪山──細井廣澤──關　思恭
　　　　　　　　　　　├三井親和
　　　　　　　　　　　└松下葛辰

唐樣によりては。廣澤まことに其道の木鐸となられて。いと熱心に唐山の書法をとなへられしかば。撥鐙法などいふことさへきこへそめたり。廣澤つれに賀茂流の佐々木志津磨等が。誤りたる書法をつたへて。世人に用ゐられたるを心外に思ひ。臨池復古篇といふものを著して。大に論はれたるにても。其志の程を知るべし。この他管城譜を著して筆の製法を改良し。また法帖諸碑の正面摺を工夫して傳へられしなど。其功いと多かりき。この人の門より關思恭。三井親和。松下葛辰などいでゝ。ますく其道をひろめられたり。唐樣をとなへて唐山の書法を論するもののいでしは。全く廣澤の力といふべし。況や廣澤のいでしより後は。儒者。詩人。畵工の類まで。書の必要を感して習ふことになりしが。ことに徂徠。淇園。春水。海屋の如き。いともめでたき能書家もいできぬ。」以上橫井時冬の考なり。德川氏の頃。公文書には和樣を用ひしむ。手習の師匠は皆之を敎ふるなり。右の以外にも和樣の一流なきに非す。勘亭流など云へるは卽是なり。此の流は芝居の看板に用ふる流義にて。文化の初歿したる中村座の看板書き。岡崎屋勘六と云ふもの（號勘亭）書き始めしなり。

【教科書】テラコヤの條下にあり。

寺小屋時代の教育は手習を以て主たる課業とし。讀書。筭術は十が一二分に過ぎず。明治以後の學校教育にては。讀書を主とするを以て筆跡を巧みにするもの減ぜり。

テノゴヒ　手拭は。みな木綿布を用ふ。其寸尺も一定せり。近時又緬布（多くは舶載物）などを手拭にかへ用ふるもあり。汗拭は夏日用ふる所のものなり。和漢三才圖會に。按帨拭レ手者用二木綿一在二浴室一以洗二身垢一又有二汗帨一夏月懷レ之以拭レ汗者用レ布。」また嬉遊笑覽に。延喜式に。設二打掃布一條一納二楊筥一打掃布は手巾なり。和名抄澡浴具。手巾。和名。太乃古比。昔も下賤の女は手巾を頭にかぶりたり。其さま古畵に多くみゆ。又猿樂狂言の女形ゆぼうしを著る是なり。桂女などがかしら包めるも同じ。甲陽軍鑑（十一）。永祿三年三月中旬景虎小田原へ押込。蓮池迄亂入。心もちらぬ關東侍大將に少も氣遣なく。甲を脫白布手巾を以桂包といふ物に頭を包み。朱さいはいを取て諸手へ乘わり云々。又同書（九）。笛吹峠合戰（天文十五年九月）。勝時を執行其儀式云々。さいはいは御屋形持給。なんてんの御手水入れは金丸筑前。太布の御手巾飯富源四郞。如レ此有レ之。また（十二卷）花澤城攻（元龜元年正月）。甲州勢北條陸奥守が侍大石遠江といふ者を生捕る處に。白手巾の長きを以て縛り。御前に引すゆとみえたり。桂包といへるは鬘づゝみなり。桂女に限れるにあらず。音の同じきによりて桂とかけり。手巾長かられは桂包ならす。紅梅千句「をごりに出さぬうち盆の宿。花ぞめの五尺の布や惜むらん」。これ又手巾にて踊りに用るなり。不角が江戶惣鹿子序にすこぶる汗道具五尺手拭をしぼりぬ云々。手巾は昔しは短きはなし。三尺手拭は室町日記（十三）にもみゆ。三絃の書大幣端歌の內に。くれなゐの三尺手拭かたみにせよとておいてゆく。又犬子集（三）。三尺ばかりあひをおく中手ぬぐひを。投つけあふも契にて。松の落葉小歌（五尺手拭）。五尺手拭中そめておれにくりよゝり宿におけと云るは。古き三尺手拭の小歌をざれて作り替たる也。また四尺なるもあり。俳諧懷子（十）「汗を入るや茶屋の腰かけ。憂旅を四尺手拭手に持て」。昔々物語に。昔は往還する侍衆上下を著し。或は袴はかり著て步行も。大かた股立取てありく。馬上の人も股立取て馬に乘。柿の三尺手拭にて鉢卷して往還するものあり。今は此體にてありく人なし。落穗集にも酉年回祿に澁手拭の鉢卷したる侍の事をいへり（柿手拭は澁ぞめ也。鉢卷も男女ともにふるきふり也）。田舍の女は木綿の單なる物を帶したる上に著。鉢卷するを禮服とす。今も武州近在また下總邊にて。婚姻など賀祝の事ある時は。其家また親族の婦。はつせといふ歌をうたふに。その體なり。女重寶記。女衣服門綿帽子頤卷とあり（むかし女は霄澤を用ると少なければ。髮亂れ易き故。包みもし鉢卷もせしなり。道三の養生物語に。夜いぬるには頭巾は毒なり。鉢卷よしとあり。昔人は髮に油け少きゆゑ髮亂るれば。いぬるもかやうのとあり）。今駕籠かく者に手綱染のやうなる布をたゝみ

て挿むは。鉢卷せむ料の手巾なり。乙州がそれ〳〵草に「六尺は鉢卷に懷をあづけ。鎗持は髭を是とす」といへり（鉢卷とて頭に桶の箍かけたるやうに手巾をしごきて結ふのみにはあらず。頭を包むはみな鉢卷なり。古畫には六尺の鉢卷種々の形あり）。又神佛に詣る行人の頭つゝむ手巾なり。今は三尺手拭といふもの旅客の腰帶とし。また賤者のひとへ帶となるのみなり。昔も武家の小者など布のしごきたるを帶とするさま古畫に見えたり。是も手巾となるへし。我衣に。三尺帽子とて木綿にて頰かふりし。又帶にも用ゆ。古へよりあり。後に麻にていろ〳〵に染たるを三尺手拭といふ。元祿より五尺手拭になるといへるは誤なり。麻にて色々染たる手巾古くよりみゆ。一代男（一）ふきかけ手拭とあるは。今もある帽子ぞめなるべし。唐山の手巾は大かた竹布なり。長さ四尺巾一尺ばかり。兩端六七寸種々に組て織たり。木綿よりは強し。故に長崎に來る商客は皆此方の手巾を用となり」とあり。右を以て見れば。近古手拭の用ひざま。今と自づから異なり。また武江年表享和三年の條に。地染手拭行れ。手拭店多く出來る。」文政十二年の條に。太布の汗手拭はやり出す（寬永の花の草紙にこはきものといふ件に太布の手ぬぐひとあり）」と見えたり。太布といふは。背布の如きいとあらき布なり。都新聞附錄都の華に今日の手拭の流行をのせて曰ふ。【其の地質】は各地方より輸入するが其の最上のものは。伊勢と眞岡。次ぎは尾張產と伯州。雲州。播州の姬路其の他數ヶ所あり。手拭店にては。此の地の方は上等で本當の伊勢晒といへど。正眞の伊勢物は高價ゆゑに大抵尾州半田邊のものを用ゐるなり。【染上り物】にて東京に輸入する有松絞。次は大阪の堂島。筑前博多の紅入絞りなどが多かるべし。【手拭の種類】は大別して東京手拭。有松絞。堂島手拭の三種がその大部分を占めたり。此の三種いづれも長所ありて。東京手拭は輕くして粹。堂島は濃くして厚く。有松は使ひ心の惡しからず。さて名は手拭といへども西京の八瀨。大原の黑木賣が冠つて所謂る大原女手拭は。東京にては何の用もなさゞれど。西京見物の土產としては一寸目先變りて面白し。其の恰好は目倉縞の一尺二寸のものにて。兩端を綺麗に絳りて左右の兩角に草花又は古歌を縫ひ出し。四角に小き總を附たる物にて。何となく風雅に見え。古昔忍るゝ心地のせらる。是とても三四十年のものは縫も見事なりしが。近年のものは甚だ麁末にて雅味薄し。扨手拭は實用上より今を距る百餘年前までは麻ばかりを用ゐたるやう思はる。また明治前までは麻の手拭も少しづゝありしが。原料の高價なる所より木綿ばかりとなりしは是非もなし。されども近江晒。奈良晒にて製したるは頗る美麗なるものなり。尤も染は夫の友禪染といふものなり（按するに。舞踏に用ふる手拭は縮緬なるもあり。但手を拭ふの用とするをなし）。舊時は淺黃地へ白く文字又は模樣を染拔くばかりなりしが。其の後は白地へ淺黃又は濃き藍紺にて染出す事となれり。其の染出をするには總地へ粘を附て藍瓶にて染るより手段なく。且つ文化の初めまでは今日の如く手拭染業の專門なく。普通の染物屋にて染めたるものなるが。就中深川仲町邊に京屋といふ染物屋ありて染たり。【其の染方】は前にも記しゝ如く總體に粘を附けて染むる事なれば。非常に手數のかゝりしを。京屋の老母が試みに其の手數を省き。其の染拔んとする模樣の回りにばかり粘を附て。染瓶の藍を出瓶に汲取りて模樣の所へ注込みて見たるに。追々工風を凝し今日の如く巧みに染る事を得るやうになりしなり。また大阪にては此上に工風をなして吹子といふものを使ひて。二三十枚重ねて置て藍の深く拔けるやうになしたり。東京にては此の吹子の法を安物にのみ用ゐしが。現今は皆此の法を用ゐる事となれり。【染の下繪】は梅素。薰が一手專賣といふ有樣なりしなり。薰は玄魚の弟子にて。祖父は飯田町の中阪下に住て參河屋彌平治といふ煙草商にて。傍ら狂歌を樂しみ。雅號を奇楠樓橘薰とも。閑鶏待ともいひて。煙草百種といふ書。その他黃表紙もの六七種の著述あり。又永非素岳も玄魚の門人なり。玄魚は手拭繪の趣向がなか〳〵上手の方にて是眞。綾岡などゝ肩を比べ畫伯などゝ稱せらる。【手拭合せ】昔日も今のやうに芝居を見物するに。狂歌師の梅の屋鶴壽が。或年連中を設て見物せしより追々に見連が殖たるなり。さて其の鶴壽の組織せる連中が。來ん春每に年頭に回るを省く爲め。一定の場所に集り。年玉の手拭を遣り取りして。それで新年宴會を濟せしが。各々新案意匠を凝して手拭を染め其趣向競べが面白き樂しみとなり。また此の連中の新工風ものが流行りしも。近年は其の形紙を手に入れて。紺屋が染たのを足袋屋の店頭に吊して賣るやうになりたるなり。【其の染色】に「瓶のぞき」とて藍の極く薄きがあり。これ東京染に限る。又少し濃のが「淺黃」。「薄がけ」。濃のが「ぬき」。「紺」また一枚の形にて色分に染るを「掛合」。染にはいろ〳〵あれど。まづ大別して。一遍染め。細川（二度染以上を云）。掛合せ（一枚の形にていろ〳〵に染るなり）の三種とす。花柳社會は勿論商人職人に至まで例の廣告的配りものに染むる品には。柄に一定の極まりはなく。魚がし。四日市はブッつけに大きく魚がし又は四日市と染出し。料理屋深川の平清は大きく平清と染出すなれど。中には懸賞の畫探しのやうなるあり。俳優のも昔しは常紋又は替紋と常紋とを比翼にのみ染め

テノコ

しもの多かりしも。今は其の風變れり。【手拭の冠方】東京にては昨今こそ手拭を冠る事が流行られど。その昔は喧嘩冠り。トンガラ冠り。あねさん冠り。よし原冠り。米屋冠りなど丶種々の冠方あり。頰冠りにも肥取屋かぶり。素見かぶりなどといふがありと。その冠る恰好にて粋不粋を判じたるなり。【挾み手拭】古は手拭を腰に挿む風あり。茶會に主人が服紗を帶に挾むも。此の類なり。明治の初。九州の書生東京に出で。手拭を腰に挿むこと流行したれど。同十年ころより此風東京にてはなし。德川氏の頃。大名の輿丁は挾み手拭とて。揃ひの麻手拭を扇の如く疊みて腰に挿みたり。其の步行の際これが動きて。自から開閉する樣なるを伊達とす。川人。留守居役などの輿丁に在りては之を挿まずることを禁ず。初めは實用にしたる物なるべけれど。後には裝飾品となりて。實用には別の木綿手拭を懷中し居たり。

デハ　出羽は。羽前。羽後二國の舊稱なり。和銅五年九月越後を割て之を置く。明治元年十二月七日太政官布告を以て。出羽國を羽前。羽後二國に分割の旨を達せらる。【羽前國】は置賜。村山。最上。田川の四郡とす。東南は陸前。磐城。岩代に界し。西北は越後。羽後に接し。北は海に面せり。國體高山連り置賜郡に東大嶺。西大嶺の二山東西に對峙し。其中央に一都會あり米澤といふ。湯殿。羽黑。月山の三峰最上郡の西に屏列して羽後と境をなす。最上川は源を笹谷峠に發し。平野の中央を貫して松川と合し下流を併せて酒田川となり北海に入る。是れ當國の最大川なり。【庄内】は舊出羽。飽海。田川三郡の總稱なりしが出羽郡廢せられて飽海郡は羽後に屬し。唯田川の一郡を存せり。米澤城は上杉憲政の孫景勝。慶長六年八月若松城より移りて居城となし。代々之に居る。庄內鶴岡城は酒井氏忠七代の孫忠勝。元和四年四月信州松代城より移りて居り。代々之を領す。明治三年九月。山形縣を置き。羽後の酒田縣を併管す。四年七月廢藩置縣。八月二十九日天童縣を山形縣に併す。十一月二日。山形。新莊。上ノ山の三縣を廢し。山形縣を置き。米澤縣を廢して置賜縣を置き。大泉。松嶺の二縣を廢して酒田縣を置き。羽後飽海郡を併管す。八年八月酒田縣を鶴岡に移し。鶴岡縣と稱す。九年八月置賜。鶴岡二縣を廢し。山形縣に併す。物產は生絲。青苧。蠶種。絹。紬。諸織物。草履。煙草。蠟燭。紫根。紅花。硫黃。石炭。金。銀。銅。鉛等なり。【羽後國】は。雄勝。平鹿。仙北。飽海。由利。河邊。秋田。山本の八郡あり。東南は陸中。羽前に界し。西北は陸奧に接して海に面せり。全國山嶽多く其の境域頗大なり。人民の數少なく土地荒廢の處多し。駒嶽(陸中の栗駒山。御駒嶽を云ふ)。國見峠。森吉山等の諸嶺東に亘りて陸中の境を擁す。矢立峠。池臺山等は陸奧の境に屏列して正北を限れり。仙北郡の山間に湖水あり。八郞瀉。又田澤湖と稱せり。鳥海山は由利。飽海二郡中の名山なり。酒田港は最上川の海口にありて人煙稠密船舶輻湊し北海中の佳港といふ。海濱には象瀉。有耶無耶關あり古來有名の地たり。秋田郡を流るゝ野代。戶島の二川を國中の大川とす。野代川の水流石瀨多く舟筏を通すべからざる所あり。土人之れを四十八瀧と稱す。其の末に野代港あり。是れまた佳港たり。久保田城は慶長七年七月佐竹義宣の築く所にして。代々居城たり。先祖昌義より代々常陸國奧七郡を領す。九代右馬頭義盛。應永六年足利氏の命により。關東八家と稱せられ。屋形號を許さる。義宣に至りて當城に移り。出羽國內六郡。下野國內二郡を領し。二十五萬五千八百石を賜ふといふ。明治二年七月。酒田縣を置く。三年之を廢し山形縣に合す。明治四年七月十四日。秋田。本莊。岩崎。龜田。矢島の諸縣を置き。十一月之を改廢して秋田縣を置き。飽海郡のみを置きて羽前田川と本州飽海郡を管せしむ。後田川郡は秋田縣に屬し。飽海郡のみ山形縣に屬す。

テムイチテムジヤウ　天一天上。癸巳爲ㇾ始戊申爲ㇾ終。凡十六日。貝原篤信云く。通書大全に所謂鶴神遊方每日必す避忌あり。但し癸巳の日より戊申の日に至るまで鶴神天に在り。避忌なしと是なり。

テムカイチ　天下一。他に優れたるものを天下一又日本一と云ふ。甲陽軍鑑。猿樂に高安道善と云者。此頃天下一の太鼓打なり。此者若き時分太鼓の天下一は大倉九郎と申者也。信長記。天下一號を取者何れの道にても大切なる事なり。但京中諸名人として內評議有て可相定事。元龜四年七月天下一共の藝者を揃へ。棧敷を結構し能を被仰付。又鏡屋宗白といひし者を。村井長門守召連手鏡を以御禮申させける云々。角て鏡の裏を御覽ずれば。天下一と銘せし也。公御氣色變り。去春何れの鏡屋やらん捧けしにも。裏に天下一と銘しつる。天下一は唯一人有てこそ一號にて有べけれ。二人有るをは猥なるに非乎。是偏に長門守が不明より起れり。汝が不明は予が不明也とて。殊外にぞ痛思召給ける。醒睡笑に。春日大夫を天下一と存ずる云々。寬永發句帳「月も日も天下一なりけふの春。親重」。「くもらぬや月のかゞみの天下一。長吉」。見聞集。見しは今江戶の町門々に。天下一萬能齋。日本無雙者扁齋など丶異樣なる名を付て金札に書付て海道に立置たり（金看板を云なるべし）。鷹筑波集「操をからくる智慮や天下一。日如」。操の看板なり。「笠を取ては天下一。清正」。色音論。あるかたの軒の端のびつくりとする念を入ゆふたる筆は天下一。

下に立よれば。本道外科目のくすり。なんばんかうやく。うつし物。手本の御用。すみ筆の天下一ぞとかきにける。かんばんあまたかゝりけり（こゝは中橋の通り町寛永中のさまなり）。延寶中の奈良の名所記に。墨屋暖簾に天下一としるしたり。堺鑑に。湊壺鹽。今の壺鹽屋。先祖は藤太郎とて。猿丸大夫の末孫といへり。花洛上鴨畠枝村の人也。天文年中當津湊村に來り住居してより以來。紀州雜賀鹽を求め土壺に入て燒反し。諸國へ商賣して云々。承應三年甲午に女院御所より天下一美號不苦とあり。時の奉行石川氏是を承り頂戴す云々。この燒鹽天下一の名字有り。又古き稱などには天下一の刻印あり。（又【三國一】は今も醴屋に殘り。又聟取の祝言に聞えたり。寛永發句帳「聟ならで三國一や雲の月。親重」とあり。又【門前一】は埃囊抄。建仁寺大道に表卷と云酒あり。門前一と云心なり。嘉簪錄云。近世凡百工匠。其所造器物招牌必記二天下一字一。天和二年壬戌七月教旨停レ之。後觀窰錦邊礫其當中題二天下一三字一。又漆盒有書魁字者。皆誇尙之風といへり。

デムガク　田樂は。田畑豐饒を祈る樂なりといひ。また田植る時。農人勞を慰めむための業なりともいひ。また雅樂にあらずして。田舍のいやしき樂なりともいふ。其名義いつれか是なるを知らず。今左に諸說を抄出せん。嬉遊笑覽云。續日本紀。靈龜八年五月丁巳云々。五位已上進二裝馬及走馬一。作二田儛於儛臺一。蕃客亦奏二本國之樂一云々。同紀。天平十四年正月丁未朔壬戌。天皇御二大安殿一。宴二群臣一酒酣。奏二五節田舞一。訖更令二少年童女踏歌一云々。六位以下人奏二琴歌一曰新年始邇可久志社供奉良米萬代麻提丹。また類聚國史。文德天皇仁壽三年閏三月丙午朔。鸞輿幸二太政大臣東京染殿第一云々。御二東門一覽二耕田農夫田婦一雜樂皆作云々。また延喜式大嘗祭に田儛あり。田植の舞なり。榮花物語（御裳着）。大みや土御門とのにおはしませば（大宮は上東門院なり。此段九卷の本を校正して載す）とのになにわざをして御らんぜさせんとおぼしめして。このとのゝ御まやの。まぐさの田は。とのゝ北わたりせがゐむのもとにぞうへける。此ごろうふべかりければ。みまやのつかさめして。此田うへむ日は。例のありさまながら。つくろひたるをなくて。おこがましう。いかにも有のまゝにて云々。その日になりて。かのすみのついぢ。くづさせ給。東のたいにみやとのゝうへわたらせ給ふ女ばう達。さふらふかぎりは參る。わかうきたなげなき女ども。五六十人ばかりもはかまといふものいとしろうきせて。白き笠どもきせて。はぐろめ黑らかに。べにあかうけさうさせて。つゞけたてたり。田あるじといふおきないとあやしきゝぬき。やれたる大がささゝせて。ひもときてあしだはきたり。あやしきさましたるをんなども。くろかれいりきせて。はうにといふものむらはけゝしやうして。それもかささゝせて。あしだはかせたり。又でむがくといひて。あやしきやうなるつゞみ腰にゆひつけて。ふえふき。さゝらといふものつき。さまぐ\のまひ。あやしのをとこども。うたひゑひて。心よくほこりて。十人ばかりあり。その中に。このたつゞみといふものは。れいのつゞみにも似ぬこゝちして。こほ〳〵とぞならし。いくめりとあり此外枕草紙等にも見えて。同じ趣なり。鼓を田樂といふこと。今昔物語（二十卷第二語）。白裝束の男共の馬に乘たる。或はひた黑なる田樂を腹に結付て。袪より肱を取出して。左右の手に桴を持たり。もとより田植の舞にして。田舍びたる物なれば。朝廷に行はるゝ事も。其後は聞えず。右の物語（榮花は宇多天皇より。堀川院寛治六年に終る）の頃には。田舞といはず。でんがくと稱ふる。その樂に用る器なれば。田鼓をしかいひ。やがて舞をもでんがくといふ事になり。かくて後さかりにはやり出しとは。洛陽田樂記に。永長元年之夏。洛陽大有二田樂之事一。初レ自二閭里一及二於公卿一。このこと古事談に。永長大田樂事。或人記云。七月十二日參內。祈年穀奉幣定也。今日有二殿上人大田樂事一。三十餘人裝束式。兼被二仰定一云々（この裝束の內に。以二冠蓋笠一爲レ笠といふ事みえたり。これ今も神事に。田樂のきろ笠は。兩端折れて。笠の蓋めけるは。これらのなごりにや）とあり。もと田家祈年の爲の舞なれば。法師の伎にあらぬを。かく行はれて。一種の遊戲となり。僧俗ともにもて興じぬ。洛陽田樂記。郁芳門院。殊催二叡感一。姑射之中。此觀尤盛。家々所々引二黨豫參一。不三唯少年緇素成レ群。佛師經師。各率二其類一帽子繡裲襠。或奏二陵王拔頭等舞一とあれど。此ころより僧家にも此わざをなし。殊に堪能のもの。其徒に多かりし故などにや。後には專ら僧家のものゝ如く。田樂法師と稱して。みな僧形なり。職人盡などに。其さまを畫けり。其伎も次第に種々の藝を盡し。舞樂雜藝せざる事なし。かつらかけて。女に出たつことなど。職人盡の歌に見え。其外種々の事するは。田樂能記番組に見えたり。田樂記又云。侍臣復參二禁中一。權中納言基忠卿。捧二九尺高扇一。通俊卿兩脚著二藺笠一などあり。高扇といふは。今も伊勢神宮田植に出つ。兩脚は恐くは高脚の誤なるべし。高脚は鷺足といふものなり。春日祭に今もあり。能は何にもいふべけれど。今は猿樂を稱ふるやうになれりしことは。田樂を始とす。文安田樂能記の番組に。一番熱田のしゆん（春）かう（敲）門の能。二番女沙汰の能などゝ。みな能と書たり。故に田樂能と云。田樂人數注文をみれば。福善麻呂。菊阿などの如く。みな何麻呂。何阿と名乘れり（法師或は童子など

もあるべし)。その能あまたあり。太平記に。新座本座の能くらべなどおもひ見るべし。尺素往來。爲レ勸ニ進本座。新座之田樂。和州。江州之猿樂一。各可レ播ニ所能一候。この頃ははやう猿樂さかりになりて。田樂やう〳〵廢れむとする程なるべし。糺河原勸進猿樂日記(慈照院殿の時。寛正五年四月)。田樂法師祗候の事は見えたれども。もとより猿樂の勸進にて。田樂は能をせざりしなり。今は神事などに。僅にそのかたばかり殘りてあれとも。その趣はしらる。もとより歌ひものなきにや。又猿樂狂言などの如く。言詞もありて。唯舞こと丶輕わざのみにはあらずとなむ。かの伎に。高脚に乘りたる形の似たればとて。豆腐などの串にさして燒たるに。みその名は高し。田をあふきて蝗を避ることは。古語拾遺に見えたり。伊勢御田扇もか丶るゆゑにや。田樂にこれを用ふるとなり。古事談。或記云。七月十二日參內。祈年穀奉幣定也。今日有ニ殿上人田事ニ云ふ。又云。永長元年大田樂事云々。上達部尻卷四人。左兵衛督基忠。治部卿通俊。右兵衛督雅俊。宰相宗通等。皆直衣持ニ高扇一。付ニ大物忌ニ云云。如此日々夜々。在々所々。諸院諸宮已下。鄕々村々田樂。水戸の金砂權現祭禮七十三年丑年毎に。大田樂あり。是は奇觀なりと云ふ。小田樂は丑未年。毎七年め必あり。」貞丈雜記云。田樂と云は。田樂法師とて。出家にてさま〴〵歌ひ舞ひ。手玉をとり。かるわざなどをしける也。長き棒の本の方に。四角なる木を付て。棒の上の方を持。四角なる木の所に兩足をふみかけて。歌たうたひて。おどりありく事あり。今の豆腐のでんがくと云物は。かの棒に取付たる形。串に刺たるに似たる故に。でんがくと云と申傳たり。右殿中御能有之節は。近江猿樂。竝に田樂祗候。御能をほめ申役也。庭上に伺候也。三好亭へ御成記。其外舊記に見えたり。」また安齋隨筆云。田樂。榮花物語。御着裳の卷に。田うへ御覽ずる事を書たる條に。又でんがくといひて。あやしきやうなるつゝみ。こしにゆひつけて。笛ふきさゝらといふ物つき。さま〴〵の舞して。あやしのおのこども。うたうたひ。心ちよげにほこりて。十人ばかり。そが中に此田つゞみといふ物は。例のにも似ぬ心ちして。ごぼ〳〵とぞあらしゆくめる云々。按田樂といふ事は。田植の時の樂なる故。田樂と名付たる也。古代の田樂のさま右のごとし。その田樂は。農人ばらのせしわざ成べし。太平記に載る所。田樂法師とて。その家を立て。本座新座なとゝ云て。一藝となりたる事は後の事也。京都將軍の比も。かの田樂法師の藝をもてあそべり。今は此藝他國には絕えたれども。春日の祭には。今も猶田樂法師の藝を行ふなり。彼ともから。大和國に住居するよし聞及べり。武藏國豐島郡王子村の王子權現の祭。七月十三日に田樂あり。其外他國にもたま〳〵は。其藝殘れりとぞ。」參考太平記(卷五)相模入道玩ニ田樂闘犬ニの條に。又其頃洛中に田樂を弄ぶ事昌にして。貴賤擧りて是に著せり。相模入道此事を聞およひ。新座。本座の田樂を呼下して。日夜朝暮に弄ぶ事他事なし。入興の餘に。宗徒の大名達に。田樂法師を一人つゝ預けて。裝束を飾らせける間。是は誰かし殿の田樂。彼は何かし殿の田樂なんと云て。金銀珠玉を逞し。綾羅錦繡を飾れり。宴に臨て一曲を奏すれば。相模入道を始として。一族大名我劣らしと。直垂。大口を解て拋出す。是を集て積に。宛も山のことし。其費幾千萬と云數を知ず。或夜一獻の有けるに。相模入道數盃を傾け。醉に和して立て舞事良久。若輩の興を勸る舞にてもなし。又狂者の言を巧にする戯にもあらず。四十有餘の古入道(按保暦間記云。慶長元年高時九歲。由レ此見レ之。正慶二年高時自殺之時。年纔三十一也。今云ニ四十有餘ニ者非也)。醉狂の餘に舞なれば。風情有へしとも覺ざりける處に。何くより來るとも知す。新座本座の田樂共十餘人。忽然として座席に列てそ舞歌ひける云々」といへり。栗原柳庵曰。田樂のはしめは定かならねとも。嘉保二年關白殿の母儀の願立の條に。芝田樂といふと見え。永長元年の夏。洛陽に田樂のはやりて。公卿殿上人まで。これを弄そへるよし。大江匡房卿の記に見えたり。高時より凡ニ百四五十年前にも。此を興するをいたくそしれる人もありしなり。」又太平記(二十七)云。今年(貞和五年)多くの不思議打續く中に。洛中に田樂を翫事法に過たり。大樹是を興せらるゝ事又類なし。されば萬人手足を空にして朝夕是か爲に婬費す。關東亡ひんとて。高時禪門好み翫しか。先代一流斷滅しぬ。よからぬ事なりとそ申ける(今川家。毛利家。北條家。南都天正本云。新座本座の田樂。處々にて能を較けるに。人是をひきひきに申間。新本の褒貶。當座の口論と成て。鬪爭死亡止事なし云云)。同年六月十一日抖擻の沙門ありけるか(抖擻沙門。西源院本。作ニ祇園執行行惠ニ)。四條橋を渡さんとて。新座本座の田樂を合せ。老若を分て能較をぞせさせける。四條河原に棧敷をうつ。希代の見物なるへしとて。貴賤男女こぞる事斜ならず。公家には。攝籙大臣家。門跡は當座主。梶井二品法親王。武家は大樹。是を興せられしかは。其以下の人々は申に及ばず。卿相雲客。諸家之侍。神社寺堂の神官僧侶に至るまで。我劣らしと棧敷を打。五六八九寸の安の郡なとを鐫貫て。圍八十三間に三四重に組上。物も夥しく構へたり。已に時刻に成しかは。輕軒香車地を爭ひ。輕裘肥馬繫に所なし。幔幕風に飛揚して。薰香天に散滿す。新本の老若。東西に幄を打て。兩方に橋懸りを懸たりける。樂屋の幕には纐纈を張。天蓋の幕は金襴なれは。

テムカ

片々と風に散滿して。炎を揚るに異ならす。舞臺には曲祿繩床を立雙へ。紅縁氈を展布て。豹虎の皮を懸たれは。見るに眼を照されて。心も空に成ぬるに。律雅調冷く。颯聲耳を淸す處に。兩方の樂屋より。中門の口の鼓を鳴し。音取の笛を吹立たれは。にほひ薰蘭を凝し。粧紅粉を盡したる。美麗の童八人(天正本。作二一人一)。一様に金襴の水干を著して。東の樂屋よりねり出たれは。白く淸らかなる法師八人。薄假粧の鐵漿黑にて。色々の花鳥を織盡し。染狂たる水干に。銀の(銀ノ今川家本。作レ縁)亂紋打たる下濃の袴に。下結して拍子を打。あやゐ笠を傾け。西の樂屋よりきらめき渡て出たるは。誠に由々敷そ見えたりける。一の簓は。本座阿古。亂拍子は新座彦夜叉。刀玉は道一(北條家。南都本。繖二菊王一爲二一人一)各神變の堪能なれは。見物耳目を驚かす。角て立合終りしかは。日吉山王の示現。利生の新なる猿樂を。肝に染てそ出したる。懸る處に新座の樂屋より。八九歲の小童に。猿の面をきせ。御幣を差上て。赤地の金襴の打懸に。虎皮の連貫を蹴開き。小拍子に懸て。紅緣のそり橋を。斜に蹈て出たりけるか。高欄に飛上り。左へ廻右へ巡り。はね返ては上りたる有樣。誠に此世の者とは見えす。忽に山王神託して。此奇瑞を示さるゝかと。感興身にそ餘りける。去は百餘間の棧敷とも。こらへ兼て座にもたまらす。あら面白や堪かたやと。喚き叫ひける間。感聲席に餘りつゝ。暫は靜りもやらす。懸る處に將軍の御棧敷の邊より。美しき女房の。練貫のつま高く取けるか。扇を以て幕を揚るとそ見えし。大物の五六にて打附たる棧敷傾立て。あれやあれやと云程こそあれ。上下二百四十九間(金勝院本。無二三字一)共に將棊倒をするか如く。一度にどうとそ倒れける。許多の大物とも落重りける間。打殺さるゝ者其數を知す(北條家。西源院。南都本云。打殺さるゝ者。五百餘人云々。金勝院本云。殺傷五百餘人云々)。斯る紛れに物取とも。人の太刀を奪て逃るもあり。見附て切て止るもあり。或は腰膝を打折られ。手足を打切られ。或は已と援たる太刀長刀に。此彼を撞貫れて血にまひれ。或は涌せる茶の湯に身を燒喚き叫ふ。只衆合叫喚の罪人も。角やとそ見えたりける。田樂は鬼の面を著なから。裝束を取て逃る盜人を。赤きしもとを打振て追て走る。人の中間若黨は。主の女房を舁負て逃る者を。打物の鞘を外して追懸る。返し合て切合處もあり。切られて朱に成者もあり(毛利家。北條家。南都天正本云。田樂棧敷に事出來て。人死たりと云說の有しかは。武士たる者。腹卷鎧投懸。太刀長刀の鞘をはつして馳違云々)。修羅の鬪諍獄卒の呵責。眼の前に有か如し云々。」栗原氏曰。これ將軍の田樂見物に出御ありし始なるへし(相模入道崇鑑は。將軍幕府別當の職なり。然れとも田樂に耽るを刺る。崇鑑は我家にて是を弄ふ。猶人これを議す。尊氏卿は身六軍の上將軍として。士庶と共に棧敷に上り玉ふはいかにそや)。其後田樂法師。將軍御所へ出仕を許され。年々正月七日年賀の御禮を申と云へり。和泉國和泉郡大津村に。藤田松阿彌。同淸阿彌とて。二人あり。昔は新座。本座十三人宛。二十六人ありしと也。また京今出川室町に。泉原二德。紀州伊都郡入江村に。坂本淸林。同林西。同西林と云三人あり。是れ皆田樂法師なり)。右太平記を見て。田樂の樣子は。ほゞ知るに足れり。さて小中村氏の音樂史に。古へ田舞と稱する舞有し由。日本紀。續日本紀。令集解等にみえたれと。後世に傳はらす。其舞の態を知る由なけれは。田樂の濫觴なりや否を詳にせす。中古に至り。田植の時農人の勞を慰め。其業を勵まさん爲に。笛鼓を鳴らして舞踊り。をかしき事なとせし狀の。榮花物語なとにみえたるを。田樂の始とすへし。後には田植ならさる時も。其景狀を摸し。其中へ漢土傳來の散樂(此樂の事委しくは猿樂の條に述へし)なる。一足。高足なと云ふ輕業めきたる態を交へ。自ら一種の風流態となりて。貴賤を限らす大に流行せり。堀河天皇の永長元年。京師に大田樂の催ありて。或は禮服を着け。或は甲冑を被り。九尺の高扇を捧け。平藺笠を着け。藁尻をはきて。京中を練り步行し態を。委しく大江の匡房卿の洛陽田樂記に載られたるをみれは。今世に云ふ盆踊。俄。茶番なとの戲の行裝に似たりと雖とも。甲冑。高扇の類は。右に云ふ所常に田樂の態に用ゐるに據れるなるへし。此後終に一道の藝となり。專ら法師のする業として其家を立て。本座。新座なと座を分ち。競ひて其業を練磨せり。北條高時はさら也。足利尊氏も此伎を好みしかは。從來行ひ來れる。中門口。立逢。刀玉。高足なとの藝の外に。舞の手を變し古へ有し事を一曲に綴り。能藝と云ふ事を新作して。人の心目を歡はしめたり。其は文安田樂能記の能藝の目錄に法然上人の能。小野小町の能。實方の能。敦盛の能。女の敵うちたる能なとあるは全く古今の事實を基として。新に作り出せるものと覺ゆ。新井白石の俳優考に。鎌倉の末室町の始には。漸く漢土へ往來せる人の多けれは。彼元朝にて盛に行はれし。傳奇雜劇なと云ふ態を見聞し。やかて田樂猿樂の輩の。古へに有し事の。悅ふへく恐るへく。樂しむへく驚くへき事なとを。謠ひものゝ詞に作りなして。歌ひ舞ひける也。此れ彼の雜樂散更の餘風なるか。一變して傳奇雜劇の體に倣へるは。先つ田樂に始れるなるへしと。云はれたるは然る事にて。今の演劇も亦其始を田樂に起せりと云へし。かくて足利の始より。猿樂の能漸く行はれて。應永。文安の頃までは。田樂と對揚のさまなりしが。終には彼藝盛にな

りて。田樂は年に廢れ。纔に春日。日光の類の大社の神事に其趣を存して近世に至れり。寶曆五年和泉和泉郡大澤村家原寺より。幕府へ上申せる。田樂法師由來書の大略をみるに。當時京都に一人。紀州に五人。泉州に二人。すべて三ヶ國に八人田樂法師ありて。紀州和歌の浦と日光との東照宮の祭の節にのみ六人つゝ參向し。刀玉高足等の藝を勤仕す。樂器は編木。横笛。太鼓。小鼓。羯鼓等にて紫の指貫をはき。狩衣を着綾藺笠を被り。革沓を着す。田樂の能。古くは三百番も有たれとも。今は十七八番ならでは傳はらす。春日の神事の時。纔に其形を行ふ。又茶の湯。布施。ない經なと云ふ間狂言もありて。猿樂の狂言にさして替る事なし云々といへり。又常陸水戸より八九里隔りたる金砂權現の祭には。七十二年毎に大田樂。七年毎には小田樂ありて。今に絶えず。世業の田樂師もありとそ。江戸の王子權現にも。毎年七月十三日には。田樂ありて別當寺の例の執行せし狀は。我人共に能く知れる事にて。當今までも其藝僅に殘れり」といへり。また田樂。常陸の國より出しといふことあり。水戸家の常陸國誌云。久慈郡金砂山有二神祠一。其神有レ靈。土人以レ時祭レ之。七十二年。有二一大祭一。其日有二田樂一。爲二種々俗舞雜伎一。名曰二田樂一也。案田樂。有二古昔大行二於世一。近時人失二其傳一。故餘國無レ有レ所レ聞。唯本國民間相傳有レ年云々。また新安手簡。安積氏の書に。田樂法師繫邦より初候事。何書にも見當不レ申候云々。然共。城下より八九里隔り申候金砂山に。田樂之者罷在候。法師にては無之候。俗にて夷と稱候て。一種之者に御座候。每年東照宮御祭禮前日。四月十六日假殿にて。田樂相勤申候。金砂權現祭禮。七十二年。丑年每に大田樂有之。是は奇觀にて御座候。小田樂は。丑未年每七年に必有之候。神殿之内に。古き假面有之。作之面多御座候。徃年西山故中納言殿。一々被致吟味。陵王。納蘇利。惡路王等之面。被加修復。京都伶人へ被相贈。辻肥後守。禁廷にて陵王を被舞。大に被施面目候。加樣の事を以て見候へば。田樂常陸より出候と申も。にくからず候云々」とあり。また東京王子に。田樂を興行することありとぞ。一話一言云。庚午(文化七)の七月十三日の晝つかた。殘暑をいとはず。倣子とともに王子の田樂見にまかりしに。もと相しれりける。槃山の何がしにあひて。別當金輪寺にまみえ。月藏坊といへる院にて。酒くみなどし。田樂はじまれるより。終りまでのこる所なく。見物して歸れり。此日の事にあづかりし人人の名を。月藏坊にとひて書つく。觀業坊(願勝寺)甲冑にて割竹をもち。別當の先立をし。踊のさし引をなすものなり。別當金輪寺。兒二人(吉田源八。龜井鐵三郎)作り花の冠をいたゞき。別當に侍す。七度半の使。白丁着たる長柄もちの男也。別當出て本社に坐す。此使本社より金輪寺まで往來して。踊を催す使也。シマキ弐人。一人は御幣を背はし。甲冑を着し。野太刀七本を左右にわきばさむ。手には薙刀をつく。彌陀坊。一人は茅を背にさし。甲冑。野太刀。薙刀同斷。此薙刀は源頼朝卿の奉納といひ傳ふ。寶藏院。子寬歸貳人(福田坊一人失念)。少年也(金輪寺より拜殿の階下までは二人の男背負ふ也)。紅白の紙作花をもつけたる烏帽子を着て。金輪寺を出。中門に入りて。肩より下り。おどりながら。拜殿の階を上る也。踊子六人。理觀。壽德

テムカ

寺。華藏院。月藏坊。藤本坊。寶持坊。如此花がさをかぶりて踊る。踊終れば此笠をぬぎて投るを見物のものみだれ入て奪ひ取也。按子寬歸の訓。シマキの音の誤にや。田樂に甲冑を帶するものを。後卷といふ事。大江匡房の洛陽田樂記にみえたり。此日拜殿に十二番の名をかゝぐ。若一王子宮典樂躍。一番中門口。二番道行。腰筰。三番行違。同斷。四番背摺。同斷。五番中居。同斷。六番三拍子。同斷。七番默禮。同斷。八番捻三度。九番中立。腰筰。十番搗筰。同斷。十一番筰流。十二番子寬歸。以上。七月。得水書。右の番組赤井得水の書なり。祭禮の日ごとに拜殿に押す。新たに書かすして古きを用る事おもしろし。菊岡氏の續江戸砂子に。典樂をあやまりて典藥とかけるもおかし(庚午侍怙節)。大草氏云。金森彥四郞物語に。王子田樂の樂曲は。新樂亂序の譜をあやまりしもの也といふ。」さて室町氏の田樂を玩びし事の一二を擧れば。應永十九年九月二十八日庚戌。幕府田樂(兼宣記)。二十四年八月二十六日己酉。義持田樂を觀る(兼宣記)。二十五年三月九日己未。足利義持田樂を法勝寺に覽る(看聞日記)。同月十二日壬戌。義持復田樂を法勝寺に覽る(看聞日記)。二十八年十二月二日辛卯。足利義持。義量田樂を觀る(花營三代記)。二十九年十月三日丁巳足利義持田樂を觀る(花營三代記)。餘は枚擧に堪へされば畧す。右の圖は鶴岡職人盡繪を縮摸せし也。第一圖は高足。次のは刀玉なり。

デムガク 田樂は。串を刺し味噌を付けたる食物なり。女詞におでんと云ふ。魚を材料としたるを魚田と云ふ。然れども。近世おでんと魚田と田樂とは自から別ありて。田樂といへば燒きたる豆腐に味噌を塗りたるを云ひ。魚田といへば魚を燒きて味噌を付けたるを云ひ。之を田樂とは云はず。おでんと云へば。茹でたる蒟蒻。芋に味噌をぬりたる者を云へり。おでん屋とて。夜蕎麥賣に似たる荷を作りて之を賣る者あり。明治の初ごろより。煮込おでんとて。味噌を付けずして。醬油と松魚節の汁の中に投じて煮たる者を賣る。後には雁もどき。竹輪などをも煮込みて賣れり。是等も今は串を刺さゞるものあれど。元は串を刺したる形。田樂法師の棒を持ちて舞ふ形に似たれば名づけたるなり。

テムガヂヤヤ ノ アダウチ 天下茶屋仇討は。攝州住吉の天下茶屋にてありし復仇なり。遠江中泉の城主內田遠江守舍秋の臣。早瀨玄蕃頭忠直。同僚岡船壹岐守長家に殺され。忠直の子伊織。牛次郞亦害されんとしければ。奔て大阪に住す。長家反を謀りて出奔し。亦大阪にあり。伊織仇を復さんと欲して反て殺され。牛次郞其の舊僕鵰幸右衞門の人形師となりて伏見に在るに倚り。共に力を戮せて。天下茶屋に仇を報ずと云ふ。年代詳ならず。寬永頃の事歟。

デムキ 電氣。本邦に電氣機の舶來して世に奇巧として賞玩されしは。寬政年間にあらむ。寬政乙卯八月板西遊記に。細工の微妙なる事は世界の內阿蘭陀に勝る國なし。二三十年以前。エレキテイルといふ器物を日本にわたす。是人の身より火をとる道具なりといふ。大さ三尺ばかりの箱の中に車を仕かけ。其箱の中より鐵のクサリの長さ二三間にして。曲錄の手につなぎ。人をば曲錄にのらせ置。箱の車をめぐらせば。其氣クサリを傳ふて曲錄にいたり。其の人に應ず。紙をこまかに切て其人の手に近づくれば。其紙おのれと動き舞ふ。又外の人の手を此人の手に近づくれば。油のはしるがごとき音ありて。火出る心地す。其奇妙なる事。まのあたりにみるにあらざれば信ぜず」と。其ほか平賀源內等のこれを弄びて世を驚かせしとあり。電信機としては安政年間島津齊彬の試驗せしを始めとす。明治維新後に至り。盛んに用ゐられ。大にして電燈。電話。電車の利用と共に。各地水力電氣の設備も行はれ。小にして電氣療法。室內電鈴等のもの亦用ゐらる。電氣學會雜誌といひ。電氣の友といひ。電氣事業の人々の俱樂部雜誌の類も成立して研究竝に利用の途益開くるに至れり。又電氣事業發達と共に遞信省の訓令を擧くれば。明治二十四年八月。遞信省訓令第七號電氣事業取締方法及許可の件あり。明治二十九年五月九日遞信省令第五號にて電氣事業取締規則を定められ。明治三十年七月同省令第二十五號電氣事業取締規則實施前に於て與へられたる工事改造猶豫の認可又は工事改修の命令効力に關する件を定められたり。

デムキテツダウ 電氣鐵道。(テツダウバシヤの條に附記す)

デムキトウ 電氣燈の。瓦斯燈につぎて市街及び家宅點火に用ゐらるゝに至りしは明治二十年一月二十二日。東京電燈會社に依りて點火せられしを始とす。青淵先生六十年史(澁澤榮一著)に曰く。「西曆千八百七十七年の頃。米國に於て電氣燈の發明あるや。漸次各國に行はれ。間もなく上海に於ても點火せらるゝに至れり。青淵先生及大倉喜八郞等相謀り。此の文明の新利器を東京市中に於ても採用せんと欲し。先以て功用を衆人に知らしむる爲め。銀座通り大倉組の店先に電氣燈一臺を點火し。大に衆目を驚かし。毎夜見物人の遠方より群集するに至れり。明治十九年七月。先生等創立委員となり。東京電燈會社を起す。後に至り先生委員を辭す。東京電燈會社は東京南茅場町にあり。明治二十年一月二十二日より初めて點火す。爾後全國の重もなる場所に於ては。電燈會社の創立を見るに至れり云々。」警

視聽史稿に據れば市街に電燈を點せしは翌二十一年一月二十八日と見えたり。其後府下及横濱に於て斯業を營めるものは八王子電燈株式會社。東京電燈株式會社。神奈川電燈株式會社。横濱共同電燈株式會社。深川電燈株式會社。品川電燈株式會社等にして其他各地方に多し。【電燈球】電燈使用の道盛に開けたると同時に其附屬品たる電燈球を製造營業するもの東京白熱電燈球製造株式會社あり。

テムグ　天狗は。想像的の魔物なり。佛教字典に云く。天は光明の義。自在の義にして佛果を表す。狗は痴闇の義。不自在の義にして生界を示す。則生佛不二の名なり。天は天曼荼羅是れ金剛界。狗は地曼荼羅即ち胎藏界也とあり。俗に傳ふる處。愛宕神の神使に。太郎坊。次郎坊あり。金刀比羅神社の神使に大天狗。小天狗あり。大天狗は顏赤くして。鼻高く。小天狗は色青くして鳥の嘴せり。又俗に烏天狗と云ふ。惡魔なれ共。神に使はれて神通力を行ふ者と妄信せられたり。烹雜の記に云く。第一證。天狗は元來星の和名なり。和名安麻通止菟彌。又安麻津記津年。書紀舒明紀。九年春二月。丙辰朔。戊寅。大星從レ東流レ西。便有レ聲。似レ雷云々。於レ是僧旻僧曰。非二流星一是天狗なり(扶桑畧記作九年丁酉)。當今流布の書紀には。天狗をアマツキツ子と傍訓せり。トト子。キツ子音通へばなるへし。又史記天官書云。天狗狀如二大奔星一。(孟康曰。星有レ尾。旁有二短彗一。下有下如二狗形一者上。亦大白之精也)。有レ聲。其下止レ地類レ狗。所レ墮及二炎火一云々。吳楚七國の反く時。吠て梁野を過るといふ者是也(或は云。この星いまだ地に墜ざるものは流星なり)。又晉書。穆帝升平四年十月。云々。通鑑大全。宋欽宗靖康元年六月云々。唐書昭宗の天復元年五月云々。佛祖通載。宋の理宗端平二年云々。すべて天狗星の墮ちたるよしを載たり(﨑陽の西川如見か怪異辨斷及尾陽の諦忍か天狗名義考にこれを引たれば。今本文を錄せず)。又太平記(卷五)相模入道田樂を弄事といふ段に。何くより來たるともしらぬ新座本座の田樂共十餘人。忽然として座席に列てぞ舞歌ひける。暫有て拍子を替て舞聲を聞は。天王寺ヨウレイホシを見はやとぞ拍子ける云々。城入道取物も取あへず。太刀を取てその酒宴の席に臨み。中門をあらやかに歩ける。跫を聞。化者は搔消やふに失せ。相模入道は前後もしらず醉臥たり。灯を挑させて遊宴の座席を見るに。誠に天狗の集まりいるよと覺て。踏汚したる疊の上に。鳥獸の足跡多し云々。是は今俗に云天狗に似たれと。此妖怪が天王寺の妖靈星を見はやと歌ひしとあるに就て思に。是則天狗星の地に墜て人間に血食するにやあらんずらん。元の至正元年。天狗星地に墜て人間に血食せしよし。草木子卷三に見えたり。」第二證。佛說に所謂天狗は夜叉飛天なり。地藏經に夜叉天狗とあるを。先達見出して物に記せしかは。人僉天狗は彼經文より出たりといふ。そは又偏見ならすや。五百年來世にいふ天狗は。果して地藏經より出たるや否。證據なくば定かにはいひかたし。但佛者の說所天狗あり地狗あり。地狗は狐の事にや。書紀に天狗をあまつきつねと訓したるに由ときは。天狗とは夜叉を指。地狗とは妖狐を指といはんも誣たりとせじ。然れとも予は未た本文を得考す。只見る所は僧正慈鎭の記に出たり。愚管抄卷七藤氏のうへを評せられたる段に。是は一定大菩薩の御はからひか。天狗地狗の又しわざかと疑ふへし云々。同書卷六に兼仲と申候し者の妻もかゝる事申出たり。夫も物くるはしきうつは物の候に。必狐天狗なと申物は又候ことなれは云々。或は天狗地狗とならへ出し或は狐と天狗とを一對とす。是によりて觀る時は。地狗は狐の事なるべし。槪僧正慈圓は法性寺忠通公のおん子にて。建久の頃天台座主たり。愚管抄は。彼慈鎭の著述なりといひ傳ふ。碩學宏才當時に高かりし僧なれは。天狗地狗の說必正しき出處あるへし。」第三證。山海經に載る所の天愚は。山の神なり。又獸なり。同書卷の五。堵山神(神山の神也)。天愚居レ之。是多二怪風雨一。其上有レ水焉。名曰二天揄一。又卷二。陰山有レ獸焉。其狀如レ狸(郭璞曰。或作レ豹)。而白首。名曰二天狗一。其音如二擂々一。可二以禦一レ禍。又傳聞錄云。山陰有レ獸。狀如レ狸。首白啾レ蛇。名二之天狗一。又杜子美天狗賦云。夫何天狗嶙峋兮。氣獨神秀。色似二狻猊一。小如二猿狖一。忽不レ樂。雖二萬夫一不二敢前一兮。非二胡人一。爲能知二去就一(傳聞錄以下。運敞谷響集。及中山三柳醍醐隨筆引レ之)。唐山にて天狗と名けたる獸は。或は狸に類し。或は獅子に似て。小なること猿狖のことくなる時は。名のみ同くてその物異なり。譬は雷と雷獸の如し。」第四證。唐山池州の山魅の一種。此にていふ天狗の形狀に似たる物あり。その物人に類して身長二丈許。面の闊きこと三尺餘。長は是に倍して披髮なり。烏喙にして二翼ありといふ。もし果して實ならは。此方にいふ天狗と是よく相似たり。よりて左に引證す。」廣西通志云。池州近レ山地。牧童十餘人聚而戲。或歌或舞。吹レ笛情方洽。忽見二山中一。一人約二長二丈一(バカリ)。面闊三尺餘。長倍レ之。披レ髮烏喙。背有二二翼一。俯觀二群童一爲レ樂。嬉然而笑。少間垂レ舌。長過レ腹。群童大驚。皆反走。其人能夷語。連呼曰。合合合勿レ驚勿レ去。乃歌舞吹レ笛以樂。令二群童復聚吹レ笛歌舞一焉。其人喜拊レ手大笑。聲振二林樾一。已而復垂レ舌如レ故。久レ之乃去。遂不二復見一(結毦錄既載二是文一)。又馮夢龍古今談槪曰。有二術者一吳云。吾見爲二天狗所一レ殺矣云々。又元伊世珍瑯嬛記曰。君子國有二鳳凰嶺一。出二天狗一。一名胎膽。又唐李綽尙書故實に。十歲の兒天狗のごとくなるものに攫

テムグ

れたる物語あり。この三ヶ條の故事は。既に桂林漫錄に載たり。今署之。」第五證。保元物語及太平記に。所謂天狗は寃鬼なり。保元物語（卷三）にこの君（崇德天皇）怨念によりて。生ながら天狗の姿になられ給ひける云々。同書（同卷）に。又云。入の夢に。讃岐院を輿に乘奉り。爲義判官子共相具し先陣仕り。平馬之助忠正後陣にて。法住寺殿へ渡御あるに。西の門より入奉らんとするに。爲義申しけるは。門々をば不動明王大威德の固給ひて。入りかたしと申せば。さらは淸盛が許へ入れ進らせよと仰せければ。西八條へなし奉るに云々（これには天狗といふよしはなけれと。前の文と併せ見るへし）。又太平記（卷二十五）貞和の比。往來の禪僧夕立の雨を仁和寺の六本杉の下に避て。怪異を見たる段に。夜痛く深て。月淸明たるを見れば。愛宕の山。比叡の方より四方輿に乘ける者。虛空に集て。此六本杉を指てぞ並居たる云々。座中の人々を見れは。上座に先帝（後醍醐）の御外戚峯の僧正春雅。香染の衣に袈裟かけて。眼は如二日月一光り渡り。觜長くして鳶の如くなるが。水晶の數珠爪操て坐たまへり。其次に南都の智敎上人淨土寺の忠圓僧正。左右に著坐したまへり。皆古見奉りし形にて有ながら。眼の光常に替て。左右の脇より長翅生出たり。往來の僧これを見て。怪しや我は天狗道に落ぬるか。將天狗の我眼に遮るなど。肝心も身にそはて目も放たず守り居たる程に。又空中より五緒の車の鮮なるにのりて來る客あり。榻を蹊て下るを見れば。兵部卿親王の未だ法體にて御座ありし御貌なり。先に坐して侍奉る天狗共。皆席を去て蹲踞す云々。此兩說は人の死後怨念によりて天狗となりたる由を云へり。」右證する所の諸說一定ならず。若其好む所によりて其說に泥み。天狗は如此々々の物なんと云はゞ。却て天狗の天狗たる所以を解せざるに似たり。今俗の云天狗は。星にあらず。獸にあらず。寃鬼に非ず。五六百年前に僧徒のいひ出せし譬諭にて。佛說に夜叉飛天を天狗といふに本づきて。魑魅魍魎を天狗といひ。又轉して放慢。慳貪。破戒。無慙の道俗を。天狗つき又直に天狗と名つけてあざみ笑ひしより。やがて天狗道などいふ事は出來にたり。こは當時の流行言葉なるが今に至ていひ止まず。畫者その形を圖するに至て。人身鳥喙にして左右の脇に翼を添たり。翼は則飛天夜叉を象れる物にして。加るに兜巾を戴かせ。篠被に金剛杖をもたし。太刀を佩せしは。修驗者に擬したるなり。故いかにとなれば。大凡役行者の流を汲むものは。吉野。葛城。三熊野。羽黑なんど。すべて靈山へ登るをもて身の勤とする者なれば。和名をおこなひ人とも。又山わらはともいへば。俗に山伏と唱つゝ。山に緣ある者なれば。魑魅魍魎に撮合して。天狗の圖をは作せしなり。かかれば天狗の形畫は謎々といふものにひとし。譬は漢の時。畫者雷公を圖するに。連鼓を負はしたるよし。王充の謂へる如く。今古和漢其俗同し。云々。以上烹雜の記に見ゆる所なり。按するに天狗は鳥觜に書きしが古く。指は三本なり。後世鼻高く畫くは。猿田彥神の像と混したるならん。崇德天皇の天狗になりしと云ふ圖には。鳥喙に書きたるは。古への天狗の像が鼻高からさるを知るべし。

テムケイ　ノ　ラム　天慶之亂。日本歷史問答に云。桓武天皇五世の孫に平將門なるものあり。勇力人に過き。氣慨世を壓す。嘗て檢非違使たらんとを請ひ。省せられず。乃ち走りて東國に至り。常陸大掾平國香を殺し。尋きて上野。下野の守介を逐ひ。下總の猿島に據りて府を構へ。自ら平親王と稱し僞百官を置く。武藏守興世王これが謀主となる。藤原純友も。亦兵を伊豫に起して遙に之に應ず。朝廷乃ち藤原忠文を征夷大將軍に任して之を討たしめんとせしが。未だ發せざるに先ちて。國香の子貞盛。藤原秀鄕と共に將門を攻め殺せり。純友は小野好古。源經基等の爲に誅せらる。時恰も朱雀天皇の天慶二年なりければ。世に之を天慶の亂と云ふ。此戰爭の結果として貞盛。秀鄕は功田を賜はり。經基等も亦厚く賞せられければ。源平兩氏漸く勢力を得るの端緖を開けり。

テムシキ　點式。俳諧。狂句。狂歌に判者點印を押す。點式とは點をする法式と云ふことなり。印に作りたるを點印と云ふ。句法に叶へるには引墨をなし。優れたる者には甲乙に從ひ點印を捺す。几董の著點印論（天明丙午秋）に云く。夫俳諧の句に點印を用ふるとは。貞德居士の花の下を受繼かれし貞室宗匠に始りて。正風の祖と仰ぐ處の芭蕉翁も點印を用ひ云〻。嘗て卑み遠くへき事には非ざるべし。されど近世俳諧に遊ふ輩一座一興の俳諧を以て。判者に點印を用ひさせ。句數の點高を以て專ら甲乙を競ひ勝負を爭ふ事を始めるよりして。其業卑き事になり下り侍る。殊に中頃半時庵淡々よりこの方。點數何百何千など倍して。句に高判を得る事を面目とし。作者の輩附わたり貴賤を論ぜず。一向に判を得る事に泥みて云々とあり。されば附合の連句にのみ捺したるにや。又云く。近頃俳諧の風儀都て古を慕ふに及で。點印を用ふる者と雖も。昔の如く一點二點より倍して十印二十印を限とせるを當流とす云々。されば正風にては半時庵が風を用ひさるなり。又云。茲に著す者は。芭蕉。其角。嵐雪など先達堪能の人々の引墨。點印の論解也とありて。芭蕉の應變論を引て云く。幻住庵の冬籠に。正秀尙白等が需めに應じ。本歌連歌の引墨を正し。俳諧に十五印の高下を分ち置く事は。桃靑が私に極めると思ふべからず。

一點　二點

初心の風子。五字七字にも手柄なく。座の句題に叶ふ時は此墨引を用ひ。少し志厚きときは傍に珍重など然らんか。

二點は兩用に評し。珍重なれば三點に及ぶ句なり。

啼鳰　二字印に都て句意の楚の引墨と辨へ。尤吟聲新しき時の用と。よき附合其人其場の中の句にも出すべき用もなく。能を能とあらはすのみか。

岳楚月　三字印は六印の爲なり。時分時節よろしく云ひ叶へて。稱美の時に用ひ尤傍觀相の兩用に押すもあるべし。

芙蓉樓雪　四字は八印なり。天相觀相傍等の手柄を楚の秀逸とも見定めがたき其時は(以下鈌字)。

長安夕鐘華　五字印は全篇玉の玉たる句を擧るにも盡ず。

舟登成帆土成風能芭蕉哉　芭蕉の舟は貞享の昔。東武の深川にして。予が庵室の號と世に呼ばれ。今さら廢しがたく。十五印の模様になすならし。云々と。猶芭蕉が點をなしたる自筆を寫して左の點式を揭げたり。即ち

甲の如く單に雁字を掛けたると。乙の如く朱圏を加へしと。丙の如く長點を加へしとあり。

【其角の點式】　點印論に記す所。其角の歌仙了解に云く。[花影上欄干] [新月色] [廻雪] 日々愚判を加ふる卷每に。五字を向上の句とし。三字を奇工に標し。二字を拔群の句と沙汰し侍るなり。云々。歌の點は八分とかや。詩の圏批楚滿の四點あり。句丶圏なり。一句一字の感なり。批は圏を越ものなり。一點の如くに長く引くなり。句の章を褒美す。楚は長點なり。例へは三五夜中新月色一字も屑なき句を。スワエの如く立のびたる姿に譬へたり。滿は七言四句滿足せるを以て。二十八字ことごとく一丶を點して義を分たり。云々。

【嵐雪の點式】同書に嵐雪の點式を揭ぐ。

通常の引點と。一點を加へたると。朱の半圏を加へたると。朱圏を加へたるとあ

百花嬌語　墜玉簪　弄晩涼

翠蓋　探荷　探菖

り。文字の分は印にて。同論に之を印式と記したり。

文字のみならず。畫をも印にして用ふるは近き世の事と見えたり。

テムシム　點心とは。常食の外に食ふものをいふ。下文梅園日記の硯水といふも。此點心と稍一樣のものゝ如し。今之をも玆に合叙せり。貞丈雜記に。朝夕の飯の間にうんどん。又は餅などを食ふをいにしへは點心と云。今は【中食】又【むれやすめ】などゝいふ」とあり。又嬉遊笑覽に。點心は。輟畊錄などに見えて。食後の小食なりといへり。先は蒸くわしの類を點心とする也。七十一番職人盡歌。まむぢうをてんじんとよめり。沙石集に或僧人の請用に赴くところ本より食者なれば。食後の菓子までかひがひしく行ひけりといふこともあり。是又點心なるべし。今食後の引菓子是によれり。此時香煎湯などを飮べければ。件の點心の粉その料にや。今俗飯の湯は亭主より飮始るを禮とす。安齋云。古書に湯に限りて亭主より呑初るといふ禮なし。客のもてなし飯計にて終にあらざれば。飯の湯の時亭主隙になる故。出て相伴するといふいはれなしといへり。毒味は藥物のみに限らぬことながら。それを毒味したることなどありて例になりたるか。甲陽軍鑑(一)。大身衆振舞の時必亭主おにを仕尤なり云々。著聞集に左京大夫顯輔卿の許へ。或人ことをしておくりたりけるに櫻花かざしなどしたりけるを。僧どもおほらかにくらひける云々とあり。此のことゝ云は僧の夜食なり。無住が雜談集(三)に。昔は寺々只一食にて。朝食一度しけり。次第に器量弱くして。非事と名けて日中に食し。後には山も奈良も三度食す。夕べのをば事と山にはいへり。未申の時ばかり非時して。法師原坂本へ下りぬれば。夕方寄合て。事と名づけて我々世事して食すと云りとあり。世上の俗は三度して。夕食あればこれを世事と云にや。事とは世事を省きて云るなるべし。」點心は野客叢書に。漫錄謂。世俗例以ニ早晨小食一爲ニ點心一。自ㇾ唐已有ニ此語一。鄭修爲ニ江淮留後夫人一曰。爾且點心。或謂ニ小食一。亦罕ㇾ知ニ出處一。昭明太子傳曰。京師穀貴改ニ常饌一爲ニ小食一。小食之名本ㇾ此といへり。空心にまつちとばかり物くふを點心といふ。今俗に虫おさへといふ類なり。こゝには飯後にくふ物をいへり。是れも食後小食といへるに似たれども。食前にもあれ食後にもあれ。やうやう空心なる程にくふ食なるを。數多の料理喰て間もなく。又食はむ物をいふは點心の本義にはあらじ。又佛事法會の終日の勤行に氣を屈する故。種々の物をこしらへ備るをもいへり。茶食とは只かはれども。饅頭などはいづれにも用べし。此にて點心に用るは大かた羹の類麵の類に

菜を添て食ひ湯を飲ことなり。尺素往來にも。點心者。先羹集香湯。而後水蟾糟雞。鮮羹。猪羹。驢腸羹。筍羊羹。海老羹。白魚羹。寸金羹。月鼠羹。雲鱣羹。鼈羹。三峯尖。碁子麵乳餅。卷餅。水晶包子砂糖饅頭。餅餤饂飩等。又索麵者熱蒸截麵者。冷濯不レ可レ過二此等一候云々。點心菜者不レ要レ多矣。生蘿蔔。雞冠苔。冬瓜藕根蕒何酸茨等之內。三種計可レ設二之於點心一。菜叵數事者。號元弘樣當世物笑候とあり。禪宗行はれて是れ等の食物の法も傳へたるなるべし。但し元は魚獸の肉を用しを。僧家には是を除きて製方をかへ。又こゝの人の口にかなふやうになし。又は其物の形色の似たるによりて名ある物も有べし。後は名のみ同くて物のいたくかはれるも有とみゆ。今の羊羹など是なり。庖丁聞書に魚羹とはかんを魚の形にして盛龜足指すなり。惣して羹は四十八かんの拵やう有と云ども。多は其形によりて名有云々とあるにて知べし。秉穗錄に金門歲節を引て云。洛陽人家重陽作二迎涼脯羊肝餅一と。今の羊かんは是にやといへり。元弘樣といひ傳るは後醍醐の御代には。殊に此饗應行はれてあまたの菜を出し候習と見えたり。件の點心の內水蟾は水繊なり。後撰夷曲集「この葛は味もよしのゝ名物と。くはぬ先より誰もすいせん」。是葛きりなるべし。今すいせん卷とて製するもの有て葛きりと別に心得るは非なり（水蟾と書たるは定めてかへるのやうに作りしにも有べし）。安齋云。鼈羹は摺立の山の芋一升に。砂糖一斤赤小豆のこし粉一升。小麥の粉五勺煉合せ。蒸て龜甲の形に切なり。碁子麵は小麥の粉を水にて固くねり。板の上にうすく伸し。細き竹筒にて押切れば。碁石の如し。それを煑て豆の粉をかくるなり。卷餅は今世けんひ燒といふものなり。小麥の粉水にてねり砂糖を入。板上にて薄く伸し平なる銅鍋を油にて拭ひ。それにて燒其面に醬油をぬり。片端より固く卷て小口切にするなり。又尺素往來に。茶子者茘枝。龍眼。胡桃。榧實。榛。栗子。梧桐子。烏芋。海苔結。昆布。蕷子。刺蘚。菱。串柿。挫栗。干松茸。干竹笋。乾胡蘆。乾蘿蔔。炒付引干苔。菽。興米。炙麩。油物等云々。これをみれば。親元日記に。筍干一箱進とあるものは。茶食にも用ひしにや。乾胡蘆は今の干瓢なるべし。正月蓬萊に盛ものは。みなそのかみの常の茶子なり。その內昆布は京難波には今も專用。古風の存するなり。苔菽は醒睡笑に青苔を熬豆につけたる菓子。太閤の御前へ出したれば。幽齋公に向はせ給ひ。なにと〳〵と有し時。「君が代は千代に八千代にさゝれ石の。いはほとなりてこけのむすまめ」。これ今もあるしんせい豆といふものなり。雍州府志に。炒豆は北野眞盛寺の尼黑大豆を炒。青芥の葉を磨り。水に解て豆の衣とす。別に粳餅三分許。四方に切り。熬て。炒豆に雜て。紙囊に入て檀越に贈る。これを眞盛の衣豆といふ。四角に切たる餅とは霰もちをいふなり。是を霰といふも古き名なり。櫻井基佐が發句に。「老松の葉にはさかむや霰餅」。諸艷大鑑。內儀も手拭にあられに大豆などいりまぜし菓子袋のはなむけといへるも是なり。但今の製大葉芥の青粉は用ひず。青のりを粉にしてかくる。霰を雜へざるは眞盛寺の本製よりも却て古製なり。興米は著聞集に法性寺殿元三に。皇嘉門院へ參せ給ひけるに。御くだ物をまゐらせられたりけるに。をこしごめをとらせ給ひてまいるよしして。御口のほとにあてゝにきりくだかせ給ひたりければ。御上のきぬのうへにはら〳〵とちりかゝりけるを。打はらはせ給たりける。いみじくなむ侍りける。和名抄に粔籹巨女二音。和名於古之古女。文撰注云以蜜和米煎作也とあれど。今諸書に載るは蜜以和二米麵一熬煎作二粔籹一とあれば。おこし米にはあたらぬなり。桂川地藏記に。道德興米遁世粽とあるは。ざれたる名と聞ゆ。雍州府志おこし米の義をときて。是自二粘固之中一挽興之謂也といへり。おもふに米を蒸し窖に入れ麴となすを。俗に寢かすといふ。是はそれにかはりて米を熬てふくらますによりて。おこし米といふ歟。料理集には薏苡仁にて作るよしをいへれど。それは後の製にて名に負す。炙麩は今も燒麩なり。油物とは油にてあげたる菓子。上にいへるからくだものなり。後撰夷曲集「つかみちらす龍の玉にしなりは似て。其名も雲をおこし米哉」と見えたり。さて梅園日記に。硯水東牖子云。農民餔時前に食するをけんずいと云。間炊なるべし。建水と古く書來れど據をしらず。閑田耕筆云。今世造作せる職人に三時の食物の外に。勞を慰むる爲に酒餅の類をあたふるをけんずいといふ。其字も義もしらず。唯ならはしにていふものも聞ものも此事と心得る也。然るに此頃藤叔藏藏する古文書零紙を見るに。硯水の字を用ふ。天正十九年六月榰造作入目注文と題する數條の內。三十文粽硯水一日分。同なが引の內十六文。酒硯水。硯水と書る子細は未レ聞。もし硯の乾きたるに水をうつすが如く疲たるものに。酒菓をあたへて是を慰め用をなす義にや。されど是は推量の說也。橘洲は間食かといへり。」按するに間食の字面は日本靈異記卷上にあり。靈異記考證に。造酒式云。酒部二人官人云々。仕丁二人云々。釀レ酒日給二間食一。稻春女丁云同者是也。主稅織部大膳大炊掃部內膳主水式亦有二間食一。屋代臨池先生曰。間食謂二於朝夕食時之外食一レ之。行阿假名遣作二硯水一。古寫本或作二間水一。皆假借也。今京都及大和國俗語即爾。愚按周禮膳夫職云。凡王之稍事設二薦脯醢一。鄭司農注云。稍事謂非二日中大擧時一。而間食謂二之稍事一とあり。されども靈異記延喜式の間食は後世の硯水とは異なるべし。又按するに運步

色葉集云。硯水咸陽宮作時。依レ高硯水凍。入レ酒則硯水不レ凍。餘酒大工飲レ之。今世傳來曰二硯水一也とあるによれば。硯水はもと酒をいへるか。うつりて他の食物をも工匠にあたふるをば。硯水とよべるならん。さて酒を硯水とよべるは。玄水の假字にや。僧無住の雜談集に。嵯峨淨金剛院の院主道觀房。淨土宗學生。後嵯峨法皇御歸依の僧と聞しか。弟子律僧夏比爲二對面一來事有けるに。人を召して大乘茶參らせよと云。何物にやと思程に打銚子に玄水をだぶ〳〵と入て來れり。や御房是めせ梵網經には。酒の器を過せば五百生無レ手報を得と說れたり。されども道觀は極樂へ參ずればかたは者にはよもならじ。たゝめせと云に。愼て言なし。よて〳〵とて我三杯飲て弟子へさす。弟子三杯のむ。又もて來れとて又三杯のみて。內野にて醉さましてて寺へ歸られよと云。弟子又三杯飲てけり。此事を聞侍しより大乘の名もなつかしく。覺へ侍るまゝに。多の名の中に大乘の茶と申なれたり。玄水は醫書中に見えたる名也。或は僧の中には般若湯とも云へり。本說不レ知侍りと見えたるにて知るべし。醫書とは證類本草なるべし。彼書卷六菖蒲の下に云。夏禹神仙經菖蒲薄切。令二日乾一者三斤。以二絹囊一盛レ之。玄水一斛淸者。玄水者酒也。懸二此菖蒲一密封閉一百日。出視レ之如二綠菜色一。以二一斗熟黍米一內レ中封十四日。間出飲レ酒。則一切三十六種風有二不治者一悉效。また此二字は淮南子詮言訓云。樽之上二玄樽一。高誘注云。樽油器。所レ尊者玄水とあるに本づけるにや。附識す。增祩宏の緇門崇行錄云。唐玄鑒澤州高平人性敦直。數有二繕造一工匠繁多。或二送レ酒者一輙正レ之曰。吾所レ造必令二如法一。寧使レ罷レ工無レ容二飲酒一。時淸化寺脩二營佛殿一。州豪族孫義致二酒兩輿一。鑒即破二酒器一流二溢地上一費曰。今時之餉二工役一非二惟用レ酒。兼復飪レ腥至二於豎レ棟安レ梁賽レ神宴レ客。且復赤二丁垣之刀一矣。天堂未レ就地獄先成。豈虛言哉。司二營繕一者當二痛以爲レ戒。これを見れば。唐土にても工匠の勞を慰むる事あり」といへり。今按するに。以上點心は今農間などにいふ所の中食又は茶菓などを用ふるの類なるへし。

テムジムシチダイ　天神七代。我國の神代は天神。地神に分つ。和漢名數に云く。天神七代。國常立尊(又號二天御中主一。陽神有二五行德一)。國狹槌尊(陽神。水德)。豐斟渟尊(陽神火德。以上各天神無二陰神一)。埿土煑尊(陽神。木德)。沙土煑尊(陰神)。大戶道尊(陽神。金德)。大戶間邊尊(陰神)。面足尊(陽神。土德)。惶根尊(陰神)。伊弉諾尊(陽神)。伊弉冊尊(陰神)とす。

デムシム　電信。本邦に於て電信の創始は安政中にあり。横井時冬の商業史に曰ふ。我邦に電信の法を用ゐしは。實に安政四年なり。されは歐洲大陸に後ること僅に十二年のみ。さはいへ當時は只島津齊彬が鹿兒島本丸の休息所より。二丸携勝園の茶屋へ通せしものゝみにて。一般に用ゐることなかりき。維新の初明治二年。新政府も電信事業の開設に著手せしが。別に官衙を設くるに至らず。燈明臺局事務に附屬して。內務省の管轄に屬せしとぞ。(明治二年。横濱燈明臺局より同所七町の裁判所に一線を架し。官用に供せらる。これを明治政府電線架設の始とす)。後民部大藏省に屬し。ついて英國人ジョージ、マイルス、キルベルーを雇ひ。神奈川縣をして。横濱裁判所東京築地運上所間に電信線を架せしめらる。よりて横濱裁判所構內に【傳信機役所】を置かる。この年十二月二十五日に至り。東京。横濱間(八里一町五十四間)架線成りしかは。傳信機役所を【傳信局】と改稱し。通信規則及其料金(假名一字銀一分)を定めて公布せらる。これ【公私一般通信の始め】なり。四年八月工部省中電信寮を創立し。始めて獨立の官衙となれり。この後專ら線路の延長增架を計畫せしも。當時文化未た洽からずこれを利用するもの甚た少く。動もすれば却て此擧を妨碍し。事業の進步を阻害するに至れり。其通信の如きも技術の傳習を旨とし。傍ら公私の使用に供するに過ぎさりしかば。事務振はさりしが。六年【電信取扱規則】を定めて。通信の方法順序を示し。ついで七年電信條例を定めらるに及びて。電信制度の基礎漸く鞏固になれり。十年西南の役起るに及びて軍事上大に必要を感ぜしかば。これが爲九州幹線の連絡四國線の新設を見ることゝなれり。十一年三月二十五日。工部卿伊藤博文電信中央局(木挽町)に於て。【本邦電信開業式】を行ひ。各電信局を公開して。內外通信を實施し。明くる十二年萬國電信聯合條約に加盟し。始めて海外諸國の電信局と相對峙することゝはなれり。これ實に本邦電信事業の一大進步といふべし。人民も漸次其利便を知り。電信局の增設を冀望するに至りぬ。こゝに於て十四年八月地方人民の電信架設費及其局舍を獻納することを許可するの道を開かれしかば。資金を獻納して。置局を請願するもの多くいで來り。これが爲順次建設を許して線路を延長したり。十七八年に至り其幹線殆ど全國に達せり。十八年五月【電信條例。電信取扱規則】を改正して。事業の整理を圖られしが。就中從來の各地不同料金を改め。【全國均一料金】の制を立てられしが如きは。我電信事業上著き進步といふべし。又二十一年六月三等電信局の制を改め。經費請負の法を設け。其便によりて置局の數を增加せしめらる。嚮の(十四年八月の制令)献納許可の制と相待ちて。事業の發達を助けたること少からざりき。この他鐵道專用の電線を公衆の通信に供用せしむることを許されたるも。亦利便を

增進したる一端なりき。二十三年大に電信局を增設して線路を延長せられしが。またこの年津輕海峽及中國。四國間に海底線を增設し。明くる二十四年本州。佐渡間及北海道噴火灣に海底線を新設し。又呼子。嚴原間に設置せられし所の。大北部電信會社の海底線を買收せらる。三十三年三月（法律五十九號）。電信法を發布して電信の料金を增加せられしことは郵便に同しとあり。同法によりて私設電信を認められ。遞信省令を以て私設電信規則を定め。之れを架設する者の資格及ひ建築法を定め。其の線に依て公衆の通信に使用するを許す。」【外國電信】は同商業史に云く。明治六年東京長崎線の竣工以來これを取扱ひしも。當時本邦未だ萬國電信條約に加盟せざりしかば。長崎以外に屬する電信の取扱は。悉くこれを丁抹國大北部電信會社に委託せしが。其後英國倫敦において。萬國電信會議の開かるゝをきくや。我政府は露國政府によりて萬國電信會議に加盟せんことを通じ。十二年四月電信局長芳川顯正を倫敦に遣して其會議に列せしめ。この年十月萬國電信條約に加盟せしことを公布し。明くる十三年（千八百八十年）一月よりこれを實施せらる（これよりさき明治四年二月。和蘭。墺地利兩國政府の勸告により。伊太利國羅馬に於て開かれし萬國電信會議に。英國倫敦在留外務權大丞鹽田三郎を特例辨務使として參列せしめらる。其後八年四月露國聖彼得堡において開かれし萬國電信會議にも。外務大丞鹽田三郎を理事官として派遣せられしかど。いづれも公然加盟の手續をなすに至らざりき）。萬國電信條約は千八百六十五年佛國巴里に於て歐洲諸國の委員を會同し。萬國電信に關する各種の事項を議定したるに始まる。明治十二年加盟せし以來。十八年八月の獨逸國伯林萬國電信會議。竝に二十三年五月巴里萬國電信會議に委員を列せしめられたり。又千八百八十二年（我明治十五年）十月始て佛國巴里において開かれし。海底電信線保護萬國聯合會議にも加盟せしが。期日切逼して委員を派遣するを能はざりしかば。我在佛國公使館員フレデリック、マリシヤルを委員としてこれに列せしめらる。其後明治十六年十月。第二回佛國巴里の會議竝に十九年五月第三回巴里の會議にも委員を列せしめられたり。」【海底電信線】を有する電信會社にして。我邦に直接の關係を有するものは。丁抹國大北部電信會社にして。明治三年八月上海。長崎間及浦鹽斯德。長崎間の兩海底線を長崎に陸揚し。且長崎。橫濱間に海底線を敷設することを許可し。丁抹國公使とこれに關する條約を交換せり（長崎港口電線の沈布に適せざるを以て。肥前國千本の地に陸揚するを許さる）。幾もなく上海。長崎間及浦鹽斯德。長崎間兩線其工を竣り。海外通信を開始するに至りぬ。十一年三月電信開業式を擧ぐるに當り。其委託を解き。我電信官吏をして直に送受せしむることゝなれり。十五年同會社と上海。長崎間及浦鹽斯德。長崎間海底線の增架。竝に日本。朝鮮間海底線新設の約定をなし。長崎。橫濱間敷設の許可を廢す。二十三年肥前國呼子より壹岐國鄕浦を經て對馬國嚴原に至る。同會社海底線を買收するの約定をなし。遂に二十四年四月一日本邦に買收するを得たり。故にこれより壹岐對馬二島の電信料も亦內國普通の料金に減ぜられたりとあり。【無線電信】明治三十三年頃より海軍兵學校にてその試驗に着手す。同年十月遞信省令第七十七號により。電信法は之れを無線電信にも準用すと定む。

【電信暗號】は秘密を保つ爲と電報料を節する爲に。發信人と受信人の間に定め置く合詞なり。多く新聞社にて必要あり。夙に之を用ひしが。明治三十二年電信料改正せられて。發信人名に課稅せらるゝ事となりしより。發信人名を略して二字又は三字に縮め。全く町番地姓名など書かざることゝし。之を豫め取引先へ通知し置き。且廣告にも之を記し置くもの多し。暗號に二種類あり。文字の暗號として作れるものは。例へばイとあればカと悟るべし。ンとあればチと悟るべしなど定め置くものにて。此の式にてはイやンに濁點を打つ場合も生ずるなり。此の式にては政府より暗號電報を停止さるゝ時。通信の便を失ふの恐あり。又技手に讀みにくき爲。遲延又は誤字の患あり。而して意味の暗號として作れるものは。例へば「飛ンダ」とあれば騰貴したると。「切レタ」とあれば下落したると悟るべしなど定め置くものにて。此の式にては右の患なし。宛名の略號登記に關しては三十三年九月一日より料金を徵して之を登記することに規定せられたり。

【電信の主管廳】遞信史要に云く。明治二年八月始て電線架設の工を起すに當り。外務省燈明臺役所をして兼て其事務を掌らしむ。同年九月電信事務燈臺事務と共に。民部大藏省（是年八月民部大藏兩省合併す）に屬し。三年七月兩省分離するに及ひ。民部省に屬し始て傳信機掛を置く。同年閏十月工部省を置かれ之に屬す。四年八月改て電信寮を置く。十年一月電信寮を廢し。更に電信局を置く。十八年十二月工部省を廢し遞信省を置かる。電信局其所管に屬す。二十年三月驛遞。電信の二局を廢し。內信。外信。工務。爲替。貯金の四局を置き。電信事務を內信。外信。工務の三局に分屬し。二十三年六月三局を廢して更に郵務。電務の二局を置き。電信事務を電務局に專屬し。二十四年八月電話交換事務及電氣事業監督事務を加へらる（電話交換規

テムシ

則は二十三年遞信省令第七號を以て發布し。其十二月十六日より之を實施すと雖も。其遞信省官制に現はれしは。二十四年第九十五號勅令を以て始とす)。二十六年十一月郵務。電務の二局を合して一の通信局を置き。三十年八月復た之を分ちて郵務。電務の二局とし。電信。電話事務及電氣事業監督事務を電務局に屬せしむ。

【電信局所】遞信史要に云く。電信局は初め傳信機役所と稱し。尋て之を傳信局と改め。五年四月更に電信局と稱す。六年五月。一等より三等迄の等級を立て。十年一月工部省電信寮を廢して電信局を置くに及ひ。從來の電信局を改めて電信分局と稱し。以て相混せさらしむ。十九年九月諸官廳に設くる所の電信分局を電信取扱所と改稱す。是より先き公衆の通信を送受すると否とに拘はらす。電信を取扱ふ所は總て電信分局と稱し。警察用電信局及鐵道用電信局の如き。時に或は公衆の通信を送受し。或は之を送受せすして單に鐵道用又は警察用のみに供する等。一見之を辨し難きの患ありしか。此に至りて稍ゝ之を判別するに易からしむ。同年十一月地方の狀況に依り。郵便及電信分局を合併して郵便電信局と爲すの方針を定む。二十年三月電信分局を改めて電信局と稱す。是れ遞信省官制改正の結果として。復た之を分局と稱するの必要なきに至りたるか爲めなりとす。同年五月同一地方に二個以上の電信局あるものは。其本局と爲るへきもの一個を存して其他は總て支局と爲す。同年十一月鐵道所屬の電線を使用し。公衆の通信を取扱ふの制を立つるに當り。其制に依り鐵道停車場に開設するものも亦電信取扱所と稱す。二十六年十一月。一等及三等電信局は之を設置せさることゝ爲し。三十年八月復た三等電信局の制を設く。故に現時の制度に於て電信業務を取扱ふ所は。一等二等三等郵便電信局。二等三等電信局。郵便電信支局。電信支局及電信取扱所の數種なりとす。而して現行規則に據るときは。郵便電信局及電信局に於ける電報直配達區域。即ち別に配達料を徵收せす。通常の方法を以て直に電報を配達する區域は。總て之を一里以內に一定せりと雖も(一里以外の配達は郵便又は別使等に依る。第四節を參看すへし)。電信取扱所に至りては。其直配達區域の一里に達するもの頗る稀にして。多くは其宿。驛。村內若くは十八丁以內に限るのみならす。亦全く之か配達を爲さゝるものあり。」電信の建設に關する事務は。從來本省主務局に於て之を管掌したりしか。明治二十年四月に至りて。各遞信管理局に分屬し。二十二年九月復た本省主務局に屬す。二十四年八月各建築區に一の電信建築署を置き。二十六年十一月該建築署を廢して。其事務を主務大臣の特に指定したる一等郵便電信局に屬せしむ。」同十九年三月地方遞信官官制を制定し。樞要の地方に遞信管理局を置き。以て通信の業務を管理せしめ。二十二年七月右遞信官官制を廢し。更に郵便及電信局官制を制定し。遞信管理局事務を本省主務局竝に一等郵便及電信局に屬せしめ。其各一等局をして一定の區域內に於ける通信業務の監督を爲さしむ。二十四年八月。電信業務を監督するものを一等郵便電信局のみとし。二十六年十一月に至り。二等郵便電信局にも亦三等郵便電信局監督事務の一部を。分掌せしむることあるものとせり。

【電信線路及建築區】遞信史要に云く。電信線の建設は。便宜上道路又は鐵道に沿ふを常とし。止むを得さる場合にあらされは民地を使用せさるを以て。創業當時に在りては別に之に關する條規を設けさりしか。其後線路漸く延長し。民地使用の必要漸く增加したるを以て。明治七年九月工部省達第二號を以て。始て其敷地手當金を下付するの制を立て。同五年に溯りて之を支給することゝし(當時一箇所(凡そ二坪)年額金八錢以內とし。其範圍內に於て地方官の見込を以て。地位相應に之を定めしむる者と爲したりしか。二十三年三月電信電話線建設條例を制定するに及ひ。總て之を四錢に一定せり)。十七年四月工部省達第四號を以て。電信線路の變更を請求する者ある場合に於ける經費支辨方を定めたり。而して其他の事項に關しては。一に慣例に從ひて處分し來りしか。二十二年七月法律第十九號を以て。土地收用法(八年太政官達第百三十三號公用土地買上規則參看)の發布せらるゝに及ひ。民有の土地營造物使用上に於ける支障尠なからさるを以て。之か特別法を設くる必要を認め。乃ち二十三年八月法律第五十八號を以て。電信電話線建設條例なるものを發布せり。現行規則是なり。

【電報の種類】遞信史要に云く。凡そ電報は。電文の性質。發信者の性格。及取扱方法。の三點より之を區別することを得へし。而して其電文の性質に基くものを。和文歐文とし。發信者の性格に基くものを。官報。局報。私報とし。取扱方法に基くものを。通常電報。特格電報とし。特格電報中又幾多の區別あり。」電文の性質に關しては。明治二年十一月布告の傳信機規則に於て。電氣通信は日本語のみを用ふへしとし。三年四月に至りて歐文通信も亦之を取扱ふへきことを布告す。和文と歐文とは。電報の取扱。料金の徵收等に關して特に之を區別するの必要あり。(三十三年三月電信法の改定に伴ひ。同九月遞信省令電報規則にて改定せし條項あり)。」發信者の性格に基く種別に關しては。明治十二年五月工部省布達第九號電信取扱規則に於て。始て之が規定を設けしも。其實際上に於ける區別は。從前既に慣例其他取扱心得等

テムシ

に依りて定まりしものゝ如し。官報。局報。私報の間に存する差異は、左の數點に於て之を見る。」【意義】官報とは。各官廳の公信。竝に締盟國の大臣。長官。陸海軍將帥。公使。及領事の通信を謂ひ（商人にして領事を兼ぬる者より發する電報は。在官者に宛て且つ公務に關するものにあらざれば官報と爲さす）。局報とは。電信事務に關し。遞信省及各電信局相互に逡受する通信を謂ひ（中央氣象臺及各測候所相互の間に逡受する氣象電報も亦局報として之を取扱ふの成規なり）。私報とは官報局報を除く外。諸般の通信を謂ふ。」【傳送の順序】傳送の順序は、官報を先にし。局報之に次き。私報又之に次ぐ。」【傳送の制限】官報局報に對しては。傳送上何等の制限を設けすと雖も。私報に對しては或る種の電報を傳送するを禁止し。又或る場合に於ては一部の傳送を停止することあり。」【取扱時間】局報は總て何時にても之を取扱ひ。官報私報は至急報。其他受信報知の答報。未だ配達を了らさる追尾電報に限りて。晝夜の別なく受付發送す。」【料金】官報。私報は共に有料（同額）にして。局報唯り無料とす。但し至急の官報は通常報の二倍にして。至急の私報は通常報の三倍とす。」【官報及私報】は。通常取扱方法の外。尙は至急。追尾。同文。照校。受信。及返信料前納の特別取扱方法あり。又通常の官報。局報にあらすして。官報又は局報として取扱ふへき特殊の電報あり。爲替電報及氣象電報是なり。此他電信局の設置なき地より發すへき電報に對しては。郵便賴信の途を開き。配達上通常の方法を用ふへからさる場合に對しては。郵便配達。別使配達。艀船配達。島嶼配達等の特別方法あるのみならず。事故あり配達し能はさる電報に對しては。留置方法の設あり。【至急電報】に關しては。明治十二年五月工部省布達第九號を以て。私報の發信人は。通常音信料の三倍を納付し。以て他の私報に先ち通信することを得べしとし。又至急を要する官報は。他の官報に先ち傳送し得るは勿論。閉局後と雖も仍は之を賴信逡受することを得べしとせり。然れとも當時至急の官報に對しては。特別の料金を課せさりしを以て。必しも其特別取扱を要せさる場合に於ても。猶は之を至急と爲し。眞に至急を要する官報は。却て遲滯を來すの弊あるを免れす。是に於てか。十五年六月太政官布達第十一號を以て。至急の官報に對しては通常音信料の二倍を徴收することゝし。二十四年十二月遞信省告示第二百八十八號を以て至急の私報も亦官報と等しく。晝夜の別なく受付發送すへきを公示せり。」【追尾電報】は。發信人豫め受信人の轉居又は旅行等を知りて。電報を追送せんとする場合に適用すへき一種の傳送方法にして。明治九年三月工部省布達第四號を以て。電報追尾音信配達方法なるものを設定したるに起因せり。其制に依れは。追尾音信料は第一着局迄を發信人より徴收し。其他の音信料（追尾一回每に原信と同額の料金を加徴す）は。受信人より徴收す。又何人にても電報の來るへき心算ある者は。豫め轉居其他の事由を最寄の電信局へ陳述し置き。其電報の到着次第之を逡達せられんことを請求し得るのみならす。追尾の依賴なき通常音信と雖も。移轉の居所分明なるものは。亦二里以内に限り逐次逡達するものとす。十二年五月同第九號を以て。追尾の指定なき電報にても。受信家の者より追尾の依賴あるときは。改追尾電報として之れを傳送し（二十五年遞信省公達第四百四十四號參看）。追尾傳送の後。其受信人の所在不分明にして電報を配達し得さるか。又は受信人に於て賃金を出すことを拒むときは。其追尾を依賴せし者に事實を報して。其賃金を追徴すへしとし。十八年五月太政官布達第七號を以て。追尾電報料は從來追尾一回每に原信と同額を徴收せしを。改めて其半額と爲せり。」【同文電報】は。明治六年五月。同一の音信文を同地に在る數人に宛て發するものは。一通に相當する音信料と。各通配達料と。右一通を除き。他各通の謄寫料（和文は七錢。歐文は二十五錢）を課することゝ爲したるに濫觴し（電信寮諸屆第四十三號）。十二年五月工部省布達第九號を以て改定せし電信取扱規則に於て。始て之に連名電報の稱呼を附し。且つ其取扱に關する詳細の規定を設けしか。十八年五月太政官布達第七號を以て發布せし同規則に於て。更に多少の修正を加ふると同時に。之を同文電報と改稱せり。其規定に依れは。該電報は原信一通に定則の電報料を課し。其餘は一通每に同文電報料（和文は五錢。歐文は十五錢）を課す。其他の特別方法と併用する場合に於ては。照校電報に對しては。原信一通に照校電報料を（原信電報料に其半額を增したるもの）。其餘は同文電報料のみを課し。受信電報に對しては。同文電報料の外。其通數に應して受信電報料を課すへしとし。住居を同しくする者に宛てたる電報にても。同文電報と爲すにあらされは。電報一通に四名以上の連名を爲すことを得さるものとす。」照校電報に關しては。明治六年八月布告第三百號を以て。誤謬の患を防かん爲めには倍額の音信料（當時未た照校電報の稱呼なく。書留電報「書留電報は照校電報及受信電報の二方法を併合せるものなり」の一部として此方法を施行せり。而して倍額の音信料は。即ち書留電報の料額なり。但し此音信料額は。七年二月工部省布達第三號を以て之を半額に減少せり）を納めて。其音信を繰返すことを得へしとし。十二年五月工部省布達第九號を以て始て之に照校電報の稱呼を附し。其手數に對し

ては通常賃金の外倘は其半額を徵收することゝし。十八年五月太政官布達第七號を以て。照校電報の傳送に際しては。各局共に其全文を校正すへきを明定せり。」【受信電報】は。發信人に於て電報の正に受信人に到達せしや否やの報知を希望する塲合に適用すへき特殊の方法にして。明治六年八月布告の電信取扱規則に於ては。之を報知依賴電報と稱し。別に一音信の賃料を納めしめ。十二年五月工部省布達第九號を以て。之を受信報知電報と改稱し。其之を發送するの順序は。局報の例を以て私報に先ち傳送し。若し其電報を受信人に配達する能はさるときは。先つ其旨發信局に局報し。局報後二十四時を過くるも仍ほ配達する能はさるときは。更に其事由を確報すへしとし。十八年五月太政官布達第七號を以て。更に之を受信電報と改稱せり。」【返信料前納電報】に關しては。明治六年八月創定の電信取扱規則に於て始て其規定を設け。發信人に於て電報の返信を要するときは。原信料金の三倍以內を前納することを得へしとし。其返信料を前納したるときは。其旨音信文末に記入し其語數に對しても亦賃料を納めしめしか。十二年五月工部省布達第九號を以て指定の文字に對しては復た料金を課せさるものとせり。又同布達に依れは。返信の爲め前納したる金額は。着信局に於て信書と共に之を受信人に交付し。其返信は何時何地方にても之を送致することを得（參照政府に於て一時通信を廢停するの必要あるときは。各所或は一部の通信を廢停し。又は電報の種類を限り之を送受することを禁すとは。當時一般通信に對する傳送上の制限たり）。若し又其電報を受信人に交付する能はす。又は受信人に於て返信料金を受領することを拒むときは。着信局より電報を以て發信局を經て其事實を發信人に報知し。此報知を返信の代りと看做し。前納したる金額中にて一音信料を收入し。過剩あれは之を發信人に還付するものとす。十五年六月太政官布達第十一號を以て。發信人の前納せし返信料を。現金にて受信人に交付するの制を改めて證券とし。且つ其證券の效用期間を六週日と定めしか。十八年五月同第七號を以て。右證券の制を廢して更に電信切手を用ふることゝ爲し（後。郵便切手を用ふ）。二十四年七月遞信省令第九號を以て。其交付すへき切手を復た證書とし。其效用期間を六十日とす。又同省令に於ては。前納金額の制限を解き。且つ其返信料額に超過し若くは不用に屬せし塲合に於る還付請求の期間を。前納の日より起算し百二十日以內と定めたり。」【爲替電報】に關しては。明治十八年九月電信局達內第八百四十一號を以て。爲替電報取扱手續なるものを設定せり。其の制に依れは爲替電報は同文電報の書式を用ふへく。其音信文は片假名又は數字にて。字數八個以內を記載したるものに限るへし。而して其取扱方は之を官報とし。誤謬を防かん爲めには。其送受に際して所名及音信文を悉く反覆校正し。其料金は一音信料及同文電報料を合せて金二十錢とす。二十七年八月遞信省公達第三百二十一號を以て。爲替電報を官報又は至急官報として取扱ふことゝ爲し。官報料金は從前と異なるなく。至急官報は二音信料及同文電報料を合せて金五十五錢とせり（十九年四月電信局達乙第一二五一號。二十三年七月遞信省公達第二百八十五號及二十五年十一月同第四百十二號參看）。」【氣象電報】に關しては。明治十六年一月太政官令第一號を以て。各測候所より中央氣象臺へ發すへき一日一回の暴風警報電信を無料取扱とし。（當時電信事業は。作業條例に依り經營せしを以て。別に一箇年の氣象電報料と看做すへき積算金額一萬二千圓を以て。每年興業費償却に充てたるに因り。實際無料にあらさりしも。後（十九年度以降）一般會計法規に依りて之を經營するに及ひ。愈〻無料取扱と爲れり）。同年二月電信局達內第八十一號を以て。之を至急局報として取扱ふことゝす。氣象報は其性質固より局報と同しからさるも。之を無料取扱と爲すには。局報と看做すの必要あるに因るものなり。十七年五月太政官令第六號を以て。右無料通報を一日三回に改定し。十九年四月電信局達乙第一二五一號（電信局內心得書附則）を以て。其音信文を和文に限らしめ。又其臨時の通報に係るものは。相當料金を徵收すへきを明定し。二十年十二月遞信省公達第三百十六號を以て。無料氣象電報を。定期。臨時。警戒。特發の四種と爲す。二十五年六月同第二百三十五號を以て。發信及受信の所。名を省略して音信文の字數を增し（字數に關する從前の規則は。中央氣象臺と各測候所との間に於ける內定に過きさりき）。特發。警戒を改めて警報。豫報とし。且新に地震報告の項を設けて之を臨時電報中に加へたり。二十五年十月同第三百六十號を以て。特別氣象電報の一項を增し。二十七年九月同第三百七十二號を以て。又特別警報。氣象電報の一項を增す。而して現行規則に於ける定期氣象電報とは。每日午前六時。午後二時。同十時の三回に。各地測候所より中央氣象臺へ宛發送する氣象電報にして。數字二十個以內を列記するものを謂ひ。（午後十時に發すへきものは二十分（地方に依り三十分又は四十分）を過きたるときは。無料にて取扱はす）。臨時氣象電報とは。天候異常又は地震等に際し。臨時に中央氣象臺より測候所へ宛て。又は測候所より中央氣象臺へ宛て發送する氣象電報にして。中央氣象臺より發するものは。片假名三個。各地測候所より發するものは。數字十一個以內を列

記するものを謂ひ。警報氣象電報とは。暴風の警戒を要する場合に於て。中央氣象臺より測候所へ宛て發する氣象電報にして。片假名十個以内を列記するものを謂ひ。豫報氣象電報とは。毎日午後三時（二十六年遞信省公達第三百四十七號參看）。より同四時三十分迄の間に。中央氣象臺より各地測候所へ宛て發する氣象電報にして。片假名二十二個以内を列記するものを謂ひ。特別氣象電報とは。中央氣象臺より長崎測候所へ宛て。毎日午前十時三十分。午後二時三十分の二回に發送する氣象電報。及長崎測候所より中央氣象臺へ宛て。毎日一回若くは二回。時間を定めす發送する氣象電報にして。和文を以て記載するものを謂ひ（中央氣象臺より發するものは數字四個以內とす。二十五年遞信省公達第三百六十號參看）。特別警報。氣象電報とは。長崎測候所より中央氣象臺へ宛て。臨時に發達する氣象電報にして歐文を以て記載するものを謂ふ。」【郵便賴信】の方法に關しては。明治八年十一月內務。工部兩卿連署番外布達を以て。電信局の設置なき地より郵便にて電報を差出さんとする者は。郵便切手を以て其音信料に充て。音信文と合封して之を最寄電信局へ郵送すへしとし。其郵送方法は總て書留手續を爲さしめしか。十八年五月太政官布達第七號を以て。之を通常手續に改定せり。」【郵便配達電報】は。明治六年八月布告第三百號を以て。電信の設なき遠距離の地へ通信を請ふものは。郵便を以て之を送達すへしと爲したるに濫觴し。同年十一月工部省布達第十六號を以て。二里以外に配達するものは都て郵便に依るへしとし。十二年五月同第九號を以て。更に之を郵便又は別使に付すへしとし。十八年五月布告第八號を以て。其郵送すへき場合を一里以外に改定し。二十一年十一月遞信省令第四號を以て鐵道所屬の電信電話線に由り傳送する公衆の電報にして。電信局の設置なき地へ發送するものも。亦留置又は郵便配達に爲すへしとし。二十二年二月遞信省令第一號を以て。右規定に但書を追加し。特に指定する電信又は電話取扱所に於ては。區域を限り配達を爲し。又別使配達若くは解船配達をも爲すへしとせり。」【別使配達】の方法に關しては。明治八年三月工部省布達第五號を以て。別使の配達を要する電報は。其配達手數に對して賃發を納付すへしとし。同年七月同第十九號を以て。其賃錢を一里十二錢に一定したりしか。十二年五月同第九號を以て。九町毎に賃金三錢を徵收することとせり。」【解船配達】の方法に關しては。明治六年六月工部省達を以て。横濱。神戶。長崎の各港內に碇泊する船舶に電報の發送を依賴するものは。航路の遠近に拘はらず發信人より別に一定の賃金（此賃金は當初十五錢なりしが。十八年五月太政官布達第七號を以て。改て之を二十錢とせり）を徵收することゝし。七年一月同省布達第二號を以て。函館港內碇泊の船舶へ送達すへき電報に對しても。亦該配達方法を用ふることゝし。十二年五月同第九號を以て。遂に之を開港場其他諸港內碇泊の一般船舶に適用することゝせり。」【島嶼配達】の方法は。別使配達の一種にして。明治十六年三月太政官布達第七號を以て。島嶼へ配達すへき別使の賃錢は。其實費を徵收するものとし。爾來今日に至るまて曾て改正を加へたることなし。」【電報局渡】の方法に關しては。明治二十三年八月遞信省令第十七號を以て。電報局渡規則なるものを設定せり。其制に依れは。電報の受信人にして其電報の配達を待たす。電信局に就き直に之を受領せんと欲する者は。豫め書面を以て其配達を受くへき局へ申出て。且つ其正當受信人たることを表する爲。電報局渡證票を受領せさるへからす。既に其證票を受領したる時は。其局渡料として一箇年金六圓を納付するものとす。然れとも同規則に於ては。一名の受信人にして二個以上の局渡證書を受領したる場合に於ける局渡料を特定せさりしを以て。二十七年十一月發布の第七號遞信省令は。斯る場合に於ては證書一個を增す每に一箇年三圓を加徵するものとせり。」【留置電報】は。其配達地明瞭ならさるか。又は受信人の旅行轉居等にて配達し能はさる電報を。着信局に留置くものにて。當初之を其局前のみに揭示したりしか。九年三月電信寮達內第三十四號を以て。又新聞紙を以ても廣告することゝし。十二年五月工部省布達第九號を以て。着信後二箇月以內に請求する者なきときは。之を沒書と爲すへしとし。十八年五月太政官布達第七號を以て。右廣告方法を改めて單に着信局前に揭示するのみとし。其揭示の期間を一週日以上と定めしか。十九年六月電信局達乙第四四二七號を以て。留置後一週日を過くれは。不達の事由を發信人へ通知すへしとし。二十年十一月遞信省公達第三百一號を以て。右發信人への通知を廢止すると同時に。同省告示第二百十二號を以て。發信局前へも亦七日間の揭示を爲すへしとし。二十三年八月遞信省公達第三百號を以て。復た發信人へ通知することゝとせり。」【郵便局留置電報】に關しては。明治二十四年四月遞信省公達第百九十一號を以て。其取扱手續を定めたり。其制に依れは。電報を郵便局に留置と爲すときは。留置郵便物として之を取扱ふへく。隨て其電報を九十日以內（留置郵便の留置期間）に受取る者無き時は。之を差出したる電信局へ還付し。還付を受たる電信局に於ては。留置電報の例に依り之を取扱ふへき者なりとす。」十八年五月改定電信取扱規則實施（十八年七月）以前に在りては。和文は二十字（片假名）歐文

は二十語を一音信と爲したりしか。其實施以後は。和文は十字を一音信とし。歐文は一語毎に料金を徵收することゝし。又歐文一語の聯綴字數は。明治六年八月布告第三百號大日本電信取扱規則に於ては。七字以下を一語に計算し。七字を超ゆるものは又一語に計算することと爲したりしか。十二年五月工部省布達第九號を以て。右取扱規則を改正するに當り。七字を改めて十五字とし。二十年六月遞信省令第二號を以て。更に之を十字とし。三十年七月同第二十六號を以て復た之を十五字に改定せり。」**【電報料】**遞信史要に云く。電報料は初め代銀代錢等規則を定むる毎に其名稱を異にし。明治五年に至りて音信料の稱あり。十八年以降更に電報料と改稱す。而して其準率は。十八年以前に在りては經由の局數と地方の狀況とに依りて差等を設けしか。十八年七月一市內及壹岐。對馬を除くの外。國內を通して一率とし。二十四年四月壹岐。對馬も亦內國普通の納額に依ることゝせり。其詳細は左の如し（本章第四節最末表前に記載せる歐文一語の聯綴字數沿革參看）。」明治二年十一月の東京橫濱電信局布告は。兩局間の通信代銀を假名一字に付き銀一分（現今の一厘六毛餘）とし。其代銀を課すへき範圍を音信文のみとし。其配達賃錢は略〻一里銀七匁二分（一匁は現今の一錢六厘六毛餘に相當す。故に七匁二分は即ち凡十二錢なり）の割合を以て納めしむ。三年四月の神奈川縣布告は。右兩局間の歐文通信賃錢を一音信即ち二十語以內に付き金一歩（現今の二十五錢）とし。十語以內を加ふる毎に一音信の賃銀を增し。住所氏名は六語以內を無賃とし。六語を超ゆるときは其字數を音信文に算入し。其配達手數に對しては二哩以內を無賃とし。二哩以上は一哩に金二朱（一朱は現今の六錢二厘五毛に相當す。故に二朱は十二錢五厘なり）を徵收することとす。同年七月の大阪。神戶傳信局布告は。二年十一月發布の京濱間規則と略〻其趣旨を同しくし。唯其通信代錢を假名一字に付き錢十六文とし。其配達賃錢を概ね一里八百文の割合と爲したるの差あるのみ。四年五月太政官達を以て御用向通信（即ち官報）も亦私信と等しく料金を收むることとし。局報唯り無料送受の規則を改めす。五年四月工部省達を以て。東京。長崎間各地の音信料を定め。和文電報も亦片假名二十字以內を一音信とし。又和文二十字歐文二十語を超ゆるものは。十字若くは十語以內を加ふる毎に半音信として計算し。住所氏名は歐文に限りて悉く之を音信文に算入す。而して其一音信の料金は。東京府內各局間は和文五錢。歐文十五錢。其他各地間は隣局迄和文七錢。歐文二十五錢とし。一局を加ふる毎に和文は二錢。歐文は十錢を增し。其配達賃錢は。東京は五町以內。西京は洛內。大阪は府內。其他は十町以內を無賃とし。此制限以外は五町以內を加ふる毎に二錢を課することゝす。六年十一月工部省布達第十六號を以て。京都。大阪も亦各地と等しく十町以內に限りて無賃とし。且つ各地一般二里以外に配達するものは總て之を郵便に付することとせり。又同布告に於ては特別の便利ある地方（鐵道の設ある地方の如きは之を二十五錢とせり。是れ之を五十錢と爲すときは電報依賴者を減少するの恐ありしに因るなるへし）を除くの外は。其隣局迄を五十錢とし。以上三局若くは四局を加ふる毎に五十錢を增すこととせり。是れ從來の歐文電報料は稍〻低廉に失するの嫌なき能はさるを以てなり。七年一月同第二號及同年三月同第七號を以て。東京。小樽間の音信料を定めたり。其東京。長崎線と異なる所は。唯和文の隣局迄傳送するものを八錢とし。一局を加ふる毎に三錢若くは五錢を增すことと爲したるの點に在り。而して該料金の東京。長崎線に比して多きを加へたる所以のものは。蓋し其各局間の距離長遠にして。收支の權衡上此區別を立つるの必要を認めしに因るならん。然り而して其後に於ける各地の音信料は殆と其標準を此二線に取らさるはなし。八年三月同第五號を以て。二里以內の配達料を各線共に一通一錢五厘とす。十一年三月工部省布達第四號を以て。和文の住所氏名も亦歐文と等しく音信字數に算入することとし。同年十一月同十八號を以て又之を改めて距離の遠近文字の多寡に拘はらす。一通毎に金五錢を課することとし。略名使用の許可を得たる者よりは。手數料として一箇年金十五圓を納めしむ。十三年四月同第九號を以て。歐文電報の略名にも一箇年十弗の手數料を課することゝす。十八年五月布告第八號（改定電信條例）及布達第七號（改定電信取扱規則）を以て。電報料金は一市內及壹岐對馬に發着するものを除く外。國內を通して一率とし。同時に和文の住所氏名を音信字數に算入せさることゝせり。而して其國內を通する電報料金は。和文一音信即ち十字以內を十五錢とし。十字以內を加ふる毎に十錢を增し。歐文五語以內を五十錢とし。一語を加ふる毎に十錢を增す。其一市內に發着するものは。和文十字以內を五錢とし。十字以內を加ふる毎に三錢を增し。歐文五語以內を十五錢とし。一語を加ふる毎に三錢を增す。又其配達手數に對しては。別使配達。艀船配達。及島嶼配達を除く外。一里以內は總て無賃とし。一里を超ゆるときは別使配達の指定あるものゝ外悉く之を郵便配達に付し。隨て其郵便料をも加徵することゝせり。二十年六月遞信省令第二號を以て。歐文電報料を減少し。國內一般に通するものを半額とし。一市內限のものを三分の二とす。二十三年三月法律第十六號を以て。壹岐。對

馬に發着する電報料は。內國普通の納額に依るへしとし。尋て遞信省令第四號を以て。歐文電報に限り當分の內特定の料金を課するとし。二十四年四月同第二號を以て。遂に該特別規定を廢止せり。(是より先き明治十七年一月。丁抹國大北部電信會社の布設に係る。本邦朝鮮間の海底電信線路落成したるに因り。工部省告示第一號を以て其音信料を定め。內地各局より壹岐。對馬に發着する電報和文は片假名七字迄。歐文は一語を以て一音信とし。其料額は壹岐郷の浦迄正貨三十錢(長崎よりは二十錢)對馬嚴原迄同五十錢(長崎よりは四十錢)と爲したりしか。該海底線中本邦の版圖內に屬するもの。即ち肥前。對馬間の海底線は。二十四年四月一日以降日本政府の所有に歸したるを以て。玆に之を內地と同一の取扱に爲し得るに至りしなり)。故に現時に於ける內國電報料金は左の如し(三十二年改正)。

國內(一市內を除く)を通するもの
- 和文　片假名十五字(住所氏名を除く)以內は金二十錢。以上五字以內を加ふる毎に金五錢を増す
- 歐文　五語(住所氏名共)以內は金二十五錢。以上一語を加ふる毎に金五錢を増す

一市內を通するもの
- 和文　片假名十五字(住所氏名を除く)以內は金十錢。以上五字以內を加ふる毎に金五錢を増す
- 歐文　五語(住所氏名共)以內は金十五錢。以上一語を加ふる毎に金三錢を増す

電報料は初め現金納付の制と爲し。其止むを得さる場合に限りて郵便切手を用ひしめ(明治八年十一月內務。工部兩卿連署番外布達)。十八年五月布告第八號を以て電信條例を改定するに當り。新に電信切手の制を立て。同時に太政官布達第八號を以て一錢。二錢。三錢。四錢。五錢。十錢。十五錢。二十五錢。五十錢及一圓の十種を發行したりしか。遞信省の設置せらるゝに及ひ。郵便電信の二業務を併せて同省の所管に歸したるを以て。二者の經濟に區別を立つるの必要なく。隨て其切手も亦彼此區別を存するの必要なきに至りたり。啻に其必要なきのみならす。若し之を一種と爲すときは。公衆は需用上其利便を享け。理事者は會計上其手數を省くを得へし。且つ之を一種と爲すと雖も。電信料及手數料として徵收すへき切手は。賴信紙に貼附せしむるか故に。郵便電信兩種收入高の槪要亦之を認知するを得へきなり。是に於てか二十一年二月勅令第六號を以て。電報料及手數料は同年四月以降郵便切手を以て納付するものとし。當分中に限りて電信切手も使用することを得しめしか。二十二年十二月遞信省令第七號を以て。電信切手は翌年二月限其使用を禁止せり。云々」とあり。三十三年九月一日【新聞電報】の目を設け。其の料金は普通料金より割引することゝせり。

【外國電信】遞信史要に云。外國電信は明治六年東京。長崎線の竣成以來。業に已に之を取扱ふと雖も。當時本邦未た萬國電信條約に加盟せさりしを以て。長崎以外に屬する電信の取扱は。悉く之を丁抹國大北部電信會社に委託せり。而して其內地に於ける傳送方法に關しては。槪ね內國電信規則を適用し。唯其傳送料金に關してのみ特別の規定を設けしか。十一年三月工部省布達第四號を以て。同月二十五日以降は。西曆千八百七十五年(明治八年)露京聖彼得堡に於て議定せし萬國電信公法に依り。我電信局に於て取扱ふことゝし。十二年十月布告第四十五號を以て。萬國電信條約に加盟せしことを公布し。翌年(西曆千八百八十年)一月より之を實施せり。萬國電信條約は西曆千八百六十五年。佛京巴里に於て歐洲諸國の委員を會同し。萬國電信に關する各種の事項を議定し。互に其議定に遵由すへきを盟約したるに濫觴し。其後千八百六十八年墺京維也納の會。千八百七十二年伊京羅馬の會。千八百七十五年露京聖彼得堡の會。千八百七十九年英京倫敦の會。千八百八十五年獨京伯林の會。千八百九十年佛京巴里の會。千八百九十六年匈京ブダペストの會に於ける數次の改正を經。以て現行條約を見るに至りしなり。外國電報にも亦和文。歐文の區別あり。其和文に由るものは。明治十七年二月始て朝鮮國釜山に我電信局を設置せし以來。同地と本邦間に送受する電報に限りて之を取扱ふの制規なりしか(工部省告示第一號)二十七年十二月に至りて。其他の朝鮮地方と送受するものも。亦和文に由るとを得るものとせり(遞信省令第八號及同省告示第二百二十三號)。」本邦朝鮮間に於ける和文電報は。片假名七字を以て一音信とし。歐文一語と同額の料金を納付せしむるものにして(十八年布達第九號)。其之を同額に爲したる所以は。取扱上に於ける手數の彼此殆と相等しきか爲めなりとす。」外國電報の料金に關しては。明治六年四月始て內地各局(東京以西)より長崎迄の內地傳送料を定め。一音信即ち二十語迄を一圓五十錢とし。以上十語迄を加ふる毎に半額を増す(工部省伺に對する太政官指令に據る)。同年十月該傳送料を改めて一音信に付き二弗とす。(同上)是れ其料金低廉に失し。且つ聯合諸國は弗を以て計算し。我邦に限りて圓本位を用ふるか爲め。比較計算上支障なからさるを以てなり。八年五月工部省布達第十二號を以て。東京。小樽間に發着するものは更に二弗を徵收するとし。東京。長崎間と通して一音信四弗の割合とせり。十一年四月同第七號を以て。音信稅を改め一語稅と爲し。國內を通して墨銀二十錢と定めたり。十三年四月第九號を以て

テムシ

略名を常用する者には。手數料として一箇年に付き洋銀十弗（二十年六月遞信省令第三號を以て正貨十圓とし。二十三年三月同第三號を以て單に金十圓とす）を納めしむるの制を立つ。十九年六月遞信省令第十五號を以て。內地傳送料を別ちて三種とし。二十六年五月同第七號を以て。其正貨納付を改めて通貨とし。發送すへき地方の區分にも多少の改正を加へ。三十年六月に至り同第十五號を以て。內地傳送料の稱呼を改て本邦首尾料とし。且其準率を高めたり。」明治三年八月。政府は丁抹國大北部電信會社に對し。上海。長崎間及烏拉日阿斯德。長崎間海底線の陸揚。竝に長崎。橫濱間海底線の布設を許可し。丁抹國公使と之に關する條約を締結す。四年二月長崎港は港口水淺く岩石多くして。電信線の沈布に適せさるを以て。更に肥前國千本近傍便利の地に陸揚し。長崎居留地まて陸線を以て接續するの請を許したり。（是年六月上海。長崎間海底線竣工し尋て烏拉日阿斯德。長崎間の海底線亦落成す）十五年十二月。長崎。橫濱間海底線布設の許可を取消し。更に上海。長崎間及烏拉日阿斯德。長崎間海底線の增設。竝日本。朝鮮間海底線の新設をも許したり。（十六年十一月肥前國小友村より朝鮮國釜山に至る布設成る）。十六年三月右海底線の布設。及其釜山陸揚に關する朝鮮國との條約を締結し。十八年十二月海底線設置條約續約を締結す。二十四年四月肥前。對馬間に於ける會社の海底線を本邦に買收せり。是れを會社の所有に放置するときは。我版圖內に於ける電信制度の均一を期し難きの虞あるを以てなり。

【電信の技術】遞信史要に云く。明治二年九月。橫濱。東京間に始て電信線を架設せし以來。明治十年頃迄の電信建築は。専ら外國人の監督に屬し。本邦人は工業從事の際。自然に之か傳習を受けたるものゝ如し。然るに其後本邦人の獨任して其業に堪ゐの認證を得て。外國人の手を脫したる者。及電氣學科を卒業せる者の漸次輩出するに至りて。各自之を負擔し。或は他の技手をして之か傳習を爲さしめしを以て。僅少の年間に大なる進步を爲し。十三年頃に至りては。遂に外國人の雇を解くに至れり。又海底電線工事は。電信工事中最も艱險なるものにして。當初設計の良否及工業者の熟否に因り。將來に大なる影響を及ほすものなるか故に。靑森。函館及四國海底線沈布又は修繕工事の如きは。當時全く外人の設計に依りて成り。外人の手を藉りて沈布したるものなるが。二十三年七月四國に。同年九月津輕海峽に海底電線を增設せし以來。肥前國五島線に至るまて。悉く本邦技師の擔任に依りて竣成したるは。亦技術上に於ける一進步と謂ふへきなり。然り而して外人使用の當時に於て。架線用の材料品として必要なりしもの。今や殆と無効に屬せるあり。或は効なきにあらさるも。得失相償はさるあり。或は線條の少數なるにも拘はらす。今工事建築の堅固に過くる等。過不及の點に於て改良すへきものあるを發見せり。今工事上の得失に就き。細に之か成績を揭くるときは。却て繁雜に亘るを以て。唯其要點のみを叙述する左の如し。」【電柱】電信柱に用ふへき杉檜等は。三十年乃至四十年を經されは其用に適せす。然るに其三四十年を經て成長せしものと雖も。漸次之か腐朽を釀し。其保存は僅に六七年に堪ふるを限度とす。故に電柱の腐朽を豫防することは甚た必要とする所たり。木材の腐朽を豫防するには種々の方法ありて。其方法の一樣ならさると共に。其効驗に於ても亦優劣の差異あるなり。然るに本邦に於ては。當初チヤリング及タ－リングの二法を採用したりしも。實驗數年に及ひて曾て著しき效果を認めさりしを以て。明治十二年二月に至り。得失相償はさるものとして之を廢止せり。而して其經驗に依れは。根を燒きタ－ルを塗りたる電柱は。平均凡そ七箇年間を保存することを得へし。但し電柱にタ－ルを塗るとは全然廢止したるにはあらすして。得失相償ふへきものには今仍ほ之を施行せりと雖も。其數甚た僅少なりとす。而して此タ－リングに次て採用せしものを。丹礬注入法と爲す。」丹礬注入法は。西曆千八百七十一年即ち今を去ること二十六年前。佛國に於て同國人ブ－シヤリの行ひし注射法にして。木材の幹身の丹礬溶液を注入するものとす。本邦に於ては明治十二年中東京。甲府間の電信線を架設するに際し。電柱數本に對して始て此方法を試みしに。費用低廉にして且つ其施術好結果を得。充分保存に堪ふへきものと認められしを以て。電信局は乃ち令を各地方技術官に發し。線路の新設或は改築修築等の爲め建植する電柱には。必す丹礬を注入すへきを以てせり。是を電柱腐朽豫防法の一大改良とす。爾來丹礬を注入したる電柱數を見るに。二十九年度末調査に依れは。其數十二萬七千七百三十六本にして。注入を爲さゝる物は。二十萬五千八百四十五本なり。而して其注入柱の保存時期に關しては。該方法施行以來日猶ほ淺きを以て未た曾て確然たる結果を認了するに至らすと雖も。今日までの經驗に依れは。注入完全にして且つ適當なる地質に於ては。十四五年即ち不注入柱の二倍は。充分保存し得るものゝ如し。」【碍子】電信線に用ゐる碍子は。電信創業の際には概れ外國製のものにして。通常赤碍子と稱する色のものを使用せしと雖も。品質粗惡にして通信上好結果を得さるのみならす。其價も亦不廉なるを以て。之を我國肥前有田。伊萬里等に於て製造せしめたるに品質頗る善

良にして且つ價も廉なるに因り。明治八年頃より。碍子は凡て內國製のものを使用し。外國製のものは漸次使用を廢止するに至れり。之を電信線に用ふる碍子改良上に於ける進步の第一期とす。」碍子は種類多しと雖も。前段に述ふる所の內國製碍子は。現今之を單碍子と稱する者にして。當初に於ては回線の距離長短を問はす總て此單碍子を使用したりと雖。東京。長崎間又は東京。大阪間の如き長遠なる回線に在ては。往々通信不良を釀すとあり。而て其重なる原因を流電の漏洩とす。流電の漏洩を防んには。碍子の改良を爲さゝる可らす。於是技術上種々考案の末。遂に二重碍子を試用したるに。其結果太た良好なるに因り。明治十六年東京。長崎間の線路に此二重碍子を使用し。之を實用に供したるに。流電の漏洩不通或は濕氣混線等の豫防上成績頗る善良なりしを以て。爾來新設すへき長遠なる回線には。二重碍子を使用するは勿論。既設の回線と雖も。距離長遠にして重要なるものには。漸次二重碍子を以て單碍子と交換するに至れり。」【電線】電線に用ふる線種は。電信創設以來總て八番鐵線を使用したりしか（河渉線の如き特殊の線條を要する場所を除く）。三等局の漸次增加するに從ひ。通信上不便なき限りは成るへく電線の建築費を低廉にして。電信局を增設せんとするの目的にて。八番鐵線より細き十一番鐵線を使用し。以て建築方法を簡便にせり。而して其十一番鐵線を使用したるは。明治十九年中宇都宮より日光に至る線路に使用したるを嚆矢とし。爾來三等局の如き閑散なる枝線に於ては。多く十一番鐵線を架渉したりしも。其電氣の流通及保守上充分使用に堪さるを以て。電導線としては現今之を使用せす。又電信電話同時通信並に遠距離電話試驗の目的を以て。東京。大阪間に架設せる十二番硬銅線添架の工事は。二十三年三月を以て落成したりしか。時恰も東京。大阪間の電報送受非常繁劇に際したるを以て。差當り東京。大阪兩局の通信に使用せり。」斯く銅線を以て電氣通電の用に供せし以來。其通信上の良否如何を察するに。八番鐵線に比すれは其成績頗る良好にして。其速度の如きは。手働機に用ひては格別の差異あるを見されとも。自働機に用ふるときは。鐵線に比し凡そ二倍以上とす。即ち二十四年中大阪局に於て試驗せし成績に依れは。十二番銅線を使用するときは一分間に千七十六印字を得へしといへども。八番鐵線を使用するときは。四百九十一印字を得るに過きさりき。知るへし通信輻湊の際には。銅線の効用頗る大なるものなるを。」【電信機械】電信機械の我邦に渡來したるは。嘉永五年中米國使節の始て來朝せし時。之を幕府に寄贈せしを以て始とす。然り而して明治二年九月橫濱。東京間に電信を開始したるとき。使用せし通信機はブレゲー回針機にして。此等の機械竝に電線架設品等は。總て明治元年の頃之を外國に注文したるものなり。越て同二年墺國より我が天皇陛下にエムボッソル形のモールス機二基を寄贈す。該機は宮中に於て天覽に供したる後。同三年之を築地電信局と外務省間の通信の用に供したり。同四年電信事業の總て電信寮に引繼かれたる以降は。內國總てモールス機を使用することと爲り。機械物品は皆英國より購入せり。此等の機械は今仍ほ各地に散在す。同六年始て製機場の設あり。專ら機械物品の修繕を爲す。又外人を聘して傳習を受け。同十一年に至り始てモールス機十座を製造せり。該機は總て外國製を摸造したるものなりしと雖も。製造機械未た完備せさるを以て。多くは手工より成り。其直立螺旋の如きは。一個に付き實に一週を費して之を製造せり。其の困難想ふへきなり。爾來モールス機其他各種の機械物品の製造益〻進步し。今日に在りては殆と復た輸入を待つの必要なきに至れり。又同十三年製線所を設け。始て電信用の電線を製造せり。然れ共此製線業は同二十年之を民業に移し。以後銅線製造は益〻進步したりと雖。鐵線製造は原料の乏しき爲め共業振はす。現今仍ほ外品の供給を待つ。而して明治六年より今日に至る迄。機械製造の進步したる歷史を通觀するに。假に之を分ちて三段と爲すことを得へし。其初期は明治六年より同十二三年に至るの間にして。之を練習期とす。次は明治二十年頃までの間にして。之を摸造期とす。機械製造法の進步及製造機械の發明等は。實に此期間に於て多しとす。次は改良期にして。設計の發達及改良發明等は。此期に至りて大に開けたり。」【二重電信機】は明治十三年橫濱。神戶間に使用し。尋て神戶に中繼機を裝置し。橫濱。長崎間に使用したるを以て始とす。降て二十一年に至り。大阪市內及札幌。小樽間にも亦之を使用したりと雖。通信用として最も確實なる信用を博するに至たるは。明治二十六年に於て。設計製造共に大に改良を加へ。且複流電鍵レターデーション、コイルを使用したる以後に在りとす。而して其舊式の者と雖。小樽。札幌間に使用せるものゝ外は。總て我邦の製造に因りて成たる者なり。」【ホヰートストーン氏自働電信機】の始て使用せられたるは明治十五年にして。東京。大阪間の通信に供せし時に在り。然れとも共實用上信用を確めたるは。同二十二年東京。大阪二番線に使用したるを以て始とす。當時の機械は明治十五年のものと同しく。英國より購入したるものなりと雖も。前者に比し大に改良を加へたるものにして。二十五ミリアンペールの電流を用ひ。一分間四百語を送受し得へきものなり。今仍ほ各地に於て之を使用

す。又自働電信機にシャント、コンデンサーを使用したるは是時に始れり。越て明治二十四年六月赤間關。大阪間に自働電信機を裝置し。二重電信法に依りて通信す。二重自働電信法を使用したるは。此赤間關。大阪間を以て始とす。又二重電信法にレターデーション、コイルを使用するも。是時に始れり。而して函館。青森間及大阪。長崎間の自働電信機は。皆此前後に於て使用せられたり。二重自働電信法は。其後明治二十七年中日清事件の爲め。東京。廣島間に音信非常に輻輳したる時に當り。同線路へ使用して大に其功を奏せり。」明治十五年朝鮮事件起るに際し。外務省長崎間の音信非常に輻輳せしを以て。該兩所間に直通線を作り。複流電鍵を用ひて大に好結果を得たり。複流電鍵の使用は之を以て始とす。爾來横濱。長崎間の萬國線に複流電鍵を使用し。今仍ほ之に依て通信す。明治二十三年新に英米兩國より四重電信機を購入し。同十一月東京。名古屋間に於て兩式の比較試驗を爲し。又同時に東京局に自働中繼の裝置を爲し。日本橋局を接續して四重電信機自働中繼の試驗を爲す。二十五年六月に至り。同試驗の成績を參考して始て。東京。大阪間の銅線に四重電信機を使用せり。四重電信機の試驗せられたるもの。明治二十年に既に之ありと雖も。其實用的に進みたるものは。二十三年の試驗以後に在りとす。次に二十六年三月東京。仙臺間に。又同年九月大阪。赤間關間に。四重電信機を設置す。四重電信機の使用是時に至りて漸く繁く。各機械の如きも總て我邦に於て製造し。又大に改良を加ふるに至れり。」【自働中繼法】は。嘗て神戶に於て之を設け。長崎。横濱間の萬國線に用ひ。又青森に於て之を設け。函館。東京間の中繼に供し。其他必要に應し之を使用したりと雖も。孰も普通のモールス機を連結して爲したるに過きす。其速度の如きは大に遲緩にして。長崎。横濱間の如きは之を廢して直通と爲し。複流電鍵を用ふるに至りて。大に通信の速度を高めたるか如きの狀態なりしか。自働中繼法の一進歩として見るへきものは。明治二十六年三月青森に於て。舊法を廢し之に換ふるに新式を以てしたるを是なり。爾來同線路通信の速度を大に增加したりしか。音信益々頻繁を加ふるを以て。同年六月更に複流式二重自働中繼機を設け。東京。函館間の通信に供するに至れり。而して此二法は孰も新に改良したるものにして。今や又新式に改むるの計畫あり。」機械物品の製造及設計の改良變遷に至りては枚擧に暇あらすと雖も。要するに前に述へたる三時期の區別を出てさるへし。而して其改良期の始に當りては。機械の變遷最も甚しく。稍其弊を生するに至りたりと雖も。是れ實に免れさるの階段なりしのみ。今や已に一定の方針を執り以て進歩するに至れり。

【電信の取締】遞信史要に云く。電信創業の際に在りては。線路の取締は其最も急務とせし所なり。故に明治四年東京。長崎線を起工するに當り。其十月沿道各府縣へ對し。東京。長崎間の電信線は內外公私の利便を增進せんか爲め架設するものにして。國務上重大の事件なるに因り。萬一此盛業を妨害し。又は電線を毀損する等の所業を爲す者あるときは。國威の消長に關する鮮なからさるを以て。沿道各地方官は豫て其取締方に注意し。若し斯る暴擧を企つる者ある時は。臨機相應の防護を爲し。且つ嚴重の處分を爲すへき旨を布告し。又長崎縣へ對しては。丁抹國大北部電信會社所設の海陸線は。我電信線と連接し。內外通信の便を爲すを以て。亦我線と同一の取締を爲し。其妨害を免れしむへき旨を達す。然に其後電柱を毀損し。電線を障碍する等往々粗暴の所業を爲す者之あるに因り。五年四月布告第百九號を以て。此等の取締は沿道地方官の職任に屬するに因り。各々其管內に於て嚴に守線の方法を設け。速に工部省へ具申すへしとし。七年九月に至り同第九十八號を以て電信條例を發布せり。同條例は右地方官の具狀を參酌し。線路の取締を主として之を制定したるものなるか故に。其他の事項に關しては僅に二三の規定を設けたるに過きすして。寧ろ之を電信罰則とも稱すへきものなりとす。亦以て當時該取締方法を設定するの如何に急務なりしかを推知するを得へきなり。然れとも電信の取締は固より守線の一事を以て足れりとせす。事業の增進するに從ひて其設定を要すへき事項亦漸々增加するものとす。故に十八年五月布告第八號を以て從來の取扱規則を參酌し右條例を改定するに當り。大に其取締に關する條項を增設し。且つ從來の規定を改正して現行刑法と權衡を得しめたり。」十八年七月布告第十七號を以て。其前年四月佛國巴里府に於て海底電信線保護萬國聯合條約に加入せしことを公布し。同時に同第十八號を以て海底電信線保護萬國聯合條約罰則を設定し。二十一年勅令第二十一號を以て。同年五月一日より該罰則を施行することゝせり。」信書の秘密は通信事業殊に電信事業の經營上最も愼重を要すへき所たり。故に其保護に關しては。明治二年中既に假掟なるものを設け。公用の機密は勿論私用の往復に係るものと雖も。決して漏洩すへからさるものと爲し。六年三月制定の電信局假規則に於ては。電信寮官吏と雖も猥に器械室に入ることを得さらしめ。七年九月布告第九十八號を以て電信條例を制定するに當り。此等の所爲に對して一定の制裁百圓以下の罰金を附するものとし。八年四月電信寮達。內第三十九號を以て。電

テムシ

信局器械室規則を定め。器械室に入るの要用ある者(電信頭及頭に代りて事務を處理する者を除く)には。必す鑑札を携帶せしむること丶爲す(十六年電信局達。內第八百十三號電信器室規則參看)。十八年五月布告第八號を以て電信條例を改定するに及ひ。不良行爲の性質に從ひて其制裁に區別をたて。信書の秘密を漏洩する者は重禁錮及罰金に處し。猥に通信室に入り若くは入らしめたる者は罰金に處することゝす(二十年遞信省訓示第十一號參看)。二十年十月遞信省公達第二百七十四號を以て。從來の電信器室規則を廢止し。更に電信器械室入室心得を定め。該器械室に入る者は。單に入室證を携帶するを以て足れりとせす。尙ほ主務者の承諾を要するものと爲せり。二十二年三月信書秘密の意義及通信事務者の心得方を訓諭せり。是れ同年一月內閣訓令を以て官吏の公衆に對し政事上の意見を演說又は記述するの禁を解き。又同年二月發布の帝國憲法に於て。特に信書の秘密權を保證せられしに因るものなり。

【電線の私設及電氣事業の監督】遞信史要に云。電線の私設は政府の機密を漏洩するの虞あるのみならす。其外國交際上に關係を有する尠からさるを以て。明治五年九月工部省伺に對する太政官指令は。悉く之を許可せさるに決定せり。然れとも全國各地に於ける官線は容易に之を設了するを得す。若し强て之か設了を待つへしとせは。其間に於ける人民の不便鮮なしとせす。是に於てか七年七月工部省布達第十八號を以て。官設の本線へ接續する支線に限りて。其架設を許可すること丶爲し。同年八月第二十一號を以て電信私線規則を定めたり。其制に依れは私線の架設は官線なき地方にして。且つ官線と接續すへきものに限り。之を許可するものにして。其工事は電信寮に於て執行し。通信技術員も同寮に於て撰用し。工事の費用技術員の給料は願人をして之を負擔せしめ。音信の取扱方は官設の規則に依り。音信料は官許を得て之を定。而して官私兩局を通過する電報は。官一私二の割合を以て其料金を分收するものとす。十八年布告第八號を以て電信條例を改定するに及ひ。私設の電線は官設の電線あらさる地に於て。一人又は兩人の用に供するものに限りて許可するの制と爲し(電話又は鐵道の用に供するものは。官設の電線ある地に於ても猶ほ之を許可することあり)。尋て同條例に基き私設電線なるものを設け。私線の工事及保守は總て電信局に於て執行し。其費用は悉く願人の負擔とし。官私共架線の費用は使用の線數に應して分擔し。既設官線の架柱に添架したる私線に限りて。其敷地手當金を支辨するに及はさらしめ。官線の新設改築若くは保守等に必要なる場合に於ては。或は私線を買上け。或は之を改築又は變換せしむへしとし。其他技術員の貸付。通信及帳簿の檢査竝に禁止の處分を受けたる線路の撤去に關する電信局の特權及禁止の處分に伴ふ條件等を規定したりしか。二十二年三月遞信省令第四號を以て。更に電信電話線私設條規なるものを設定せり。同條規に於ては。出願の手續。工事起竣の報告。公私兩線の關係。通信の狀況及通信書類の檢査等を規定し。其工事及保守の執行の如きは。總て之を所有者の自由に放任せり。蓋し社會の進步したる今日。復た從來の如き干涉を爲すの必要なきを以てなり。」電氣事業の監督に關しては。明治二十四年一月始て遞信省訓令第七號を以て。各地方官に對し。自今其管下に於て。電氣事業を營まんとする者ある時は。取締方法を設け。本大臣の認可を得て後之を許可すへしと爲したりしか。其後事業を營む者漸く多く。自然競爭の傾向を呈し。營業の認否を擧て之を地方廳に放任せは。危險の虞なきを保せさるか故に。二十六年十月更に同第三號を以て。又各地方官に對し。其の管下に於て電氣營業取締規則又は電氣事業取締規則に依り出願する者あるときは。其都度本大臣の認可を得たる後之を許可すへしとし。以て一々遞信省の認可を受けしむること丶せり。然れとも從來の取締規則たる孰も不完全にして。到底之に依り嚴密なる取締を爲す能はさるに因り。二十九年五月遂に遞信省令第五號を以て。電氣事業取締規則を設定し。三十年六月同第十四號を以て之を改正せり。同規則は五章百十條より成り。電燈。電氣鐵道及其他の電力事業の取締に關し詳細なる規定を爲せり(私設鐵道條例に據る電氣鐵道取締規則は同年同月遞信省令第八號を以て別に之を定めたり)。以上遞信史要より抄出するところなり。

テムシ

デムシムガククカウ　電信學校。今は東京郵便電信學校と稱す。專ら郵便。電信の技術者を養成する所にして。電信局開設と共に。其技手に擧らる丶者は。技術の修練につき傳習生を募集せしか。明治十八年四月勅令十九號にて電信修技學校の官制を定られ。廿年五月勅令十四號を以て同校を廢し東京電信學校を置れ。二十三年三月勅令二十三號東京郵便電信學校官制を定められ。二十四年五月勅令百五十四號にて。同官制を改正され。同年九月勅令百九十二號にて。同校卒業生を判任官に任用する件を定められたり。其の學科は郵便科の教科を作文。數學。英語。法律。郵便電信行政。內國郵便。外國郵便。爲替及貯金。出納事務。統計。兵式體操。佛語の十二科とし電信科の教科を作文。數學。英語。圖學。電氣學。電信工學(附電話)。電氣通信技術。電氣實驗。內國電信。外國電信。兵式體操の十科とす。

入學者の資格は兩科共に年齡十六年以上。二十年以下にして。體格試驗に合格し。品行方正なるへきは勿論。尋常中學か卒業し。若くは之と同等の學術を有する者なることを要し。修業年限は二箇年にして。其修業中は授業料を課せす。又被服書籍器具は之を貸與すへしと雖も。其他は都て自辨とす。加之卒業後四箇年間は遞信省に奉職するの義務あるものとすとあり。

デムジヤウビト　殿上人。（ダウジヤウを見よ）

デムシユケウ　天主教は。耶蘇舊教なり。天主教の本邦に入るは。足利氏の末世。葡萄牙人の來て。其教法を傳へたるに始まれり。外交志稿云。天文十七年丁未（西曆一千五百四十九年）。葡萄牙の傳教師薩摩より入り。九州各所に於て耶蘇教を演說す。即ち耶蘇教我邦に入るの始めなり（接蕃年表。按するに野史足利將軍義晴傳に。之を十三年に繫く。又西書に。葡人の日本と貿易の道開けてより。幾もなく耶蘇教會創立者の一員たる葡人フランシス、アスヒルコタと云者（別名ザウヰール）。麻剌加より支那船に附搭し。僧コンコール。テヽルレスト。ジエア、フエルナンド及び日本人の宗徒たるアンジローを携て。千五百四十九年。即天文十八年九月を以て鹿兒島に至り。薩摩國主に謁す。國主深く之れを信じ。遂に令して國人の耶蘇教に入るを許せり。アンジローは元薩摩の人。是より先き鄕里にて人を殺し。ヒントゥに從ひ印度に往きし者なり。又按するに臥猪床に大永の頃。阿波の浪人里見勘四郎呂宋に漂流し。數百年と云者より邪宗の幻術を受く。其謝として。天國の短刀。衞府氏吉の大刀を與へて歸る。此時百年銅劔を贈る。歸て之を細川政元に呈し。仕を求む。政元之を臣とす。勘四郎後其術を神谷與四郎に傳ふ。與四郎後に淺井下野守久政に仕へ。戰死し。其術遂に傳を失ふ云々。此說に據れは天文以前。耶蘇教既に我邦に入るに似たり。錄して後考を俟つ）。十八年己酉。葡萄牙人の交易場を平戶に移す。フランシス、アスヒルコタと云者あり。往て說教す。平戶藩主厚く之を待つ。居ること二月洗禮を受る者五百餘名。既にして天皇陛下に謁見し。且京都を一覽せんと欲し。葡人一人我改宗者二人を從へ。博多下關を過き。山口に至り。適ま商賈の京都に至る者あるに會し。從者となりて入る。時亂離に際し（按するに去年三好長慶兵を率て入京。洛中騷擾す）。人心洶々。新教に從ふ者なく。又陛謁の願も果さす。悒々として平戶に歸り。二十年辛亥九月。遂に臥亞に歸る（按するに此事本邦諸書に見えす。今西書を節錄す）。天文以降。西人の我邦に入る貿易利を計るの外。多くは耶蘇傳教の徒にして。皆識見卓絕。學問博洽。國主城主の翟亦其教を奉する者多し。永祿三年庚申（西曆一千五百六十年）十一月。松永久秀城を大和志貴山に築くに方て。天主閣を建て。天主を祭る。城に天主閣ある此に始る（信長記。洋學年表）。九年丙寅（明世宗嘉靖四十二年）三月。明の商船五隻相模三崎浦に來る。北條氏康命して之を歸帆せしむ。船中耶蘇教を奉する者。伴天連異留滿等五名あり。浦賀港に留り傳教す。氏康命して之を小田原に置く（中古治亂記。按するに中古日本治亂記載する所如斯。然に其耶蘇教を奉するゝを說き。又伴天連異留滿の稱あれは。其西洋船たるや明なり。錄して後考を俟つ）。十一年戊辰（西曆一千五百六十八年）。是より先き。織田信長近江安土にあり。葡人の鎭西に來り。異教を唱と聞き。將軍義昭の命を傳て之を召す。九月。烏爾干。伴天連二人來り謁し。其教を弘めんと請ふ。即ち四條坊門に於て方四町の地を與ふ。是に於て一寺を創建し。永祿寺と號す。後改めて南蠻寺と呼ふ。信長之に近江甲賀郡五百貫の地を寄附す。其の後教師三名を葡國より迎へ。伊吹山にて方五十町の地を給す。即ち耶蘇教寺院建立の始なり（南蠻寺興廢記。五月雨抄。接蕃年表）。元龜三年己巳（西曆一千五百七十二年）葡萄牙船豐後に來り。耶蘇教を傳ふ。國主大友宗麟一寺を丹生島に建て之を奉す。其部下淸田鎭忠。田原紹忍等之を崇信す。既にして部下の神職寺僧等。調伏の法を修ると聞き。大に怒り。令して神祠佛宇を燒き。痛く之を懲す（野史）。天正四年丁丑正月信長大に安土城を築き。天主閣を造る。其基礎大石を用ふ。高さ十二間。廣さ南北廿七間。上に七層樓を建つ。高さ九丈餘。一層より五層に至る。柱皆黑漆を塗り。六層七層龍を彫り。金泥を以て四方の障を塗る。築造の法。一に西洋に摸す。我邦城郭の制。此に至て一變せり。既にして信長耶蘇教の國家に害あるを疑ひ。五年丁丑（西曆一千五百七十八年）十月其正邪を論定せんと。諸宗の僧徒を安土に集め。互に之を論辯せしむ。偶荒木村重兵を攝津に起し。高山右近之に應す。信長爲に宗論を止め。村重を征し。右近の耶蘇宗徒たるを以て。其徒に命し說て之を降さしむ。廢寺の議遂に止む（信長記。皇朝史略。工藝志料）。此時に方り耶蘇宗徒漸く多く。九州にては豐後の大友。筑前の黑田等之か魁たり。長崎。大村。深堀。有馬。柳川。八代。天草。小倉。博多の人翕然之に應す。就中小倉。柳川。大村等に於て寺院堂塔を設け。四方を煽動せり。山陽にては。山口。廣島を多とし。南海にては和歌山を盛なりとす。延て京都。大阪。堺。伏見に及し。遂に關東諸州に波及し。遠く仙臺。會津に至り。北は金澤に達す。一時靡然として海内に遍し。其教二派あり。大阪より西は谷巴尼亞派とし。東は弗刺底派とす。風勢の加る所。天下傾動の勢あり（通航一覽。契利斯督記）。九年辛巳

デムシ

（西曆一千五百八十一年）二月。西班牙船來り黑奴を貢す。信長召して之を觀る。天主教の徒益盛んにして其害を遺さんことを慮り。再び南蠻寺を廢せんとす。但兵事多端未た遑あらす（信長記。皇朝史略）。十年壬午二月。肥國大村純忠（民部大輔）。有馬義純（修理大夫）等使者を呂宋船に托して葡萄牙を經て羅馬に赴かしめ。書信方物を法王に贈り。其教を傳習す（按るに西書に。天正十年春。日本九州の貴族二人羅馬に使す。一は豐後侯の親族なる日向侯。一は大村侯の甥なる有馬侯にして。稍や年長の者二人。葡萄牙人之に從ひ。外に葡萄牙人二名。日本僧一名を從へ。葡船に乘り。二月二十日長崎を解纜し。航海十七日媽港に着し。風を待つこと六ヶ月。再び媽港を發し。十一年一月二十七日。麻剌加に達し。留る數日。二月三日臥亞に向て出帆し。海上風の爲めに逗留する六ヶ月。九月を以て臥亞に着す。葡國總督の厚遇を受け。夫より別船に乘り。喜望峰を周り。天正十二年八月十日を以て。里斯本府に達す云々）。既にして信長弑せられ。羽柴秀吉代つて政權を執る。南蠻寺の徒弟梅庵と云ふ者あり。近臣中井修理に因て。秀吉に親近せんと欲し。先つ修理の母を誘ひ。已の宗旨に篤依せしめんとす。其母佛教と論難せんことを乞ふ。因て佛法に通せし者を會し。大に兩教の正邪を論せしむ。梅庵語塞り。遂に逃れ歸る。秀吉其奸媒を惡み。增田長盛に命し。兵を率て南蠻寺を圍み。僧徒を捕ふ。梅庵逃れ隱る。後皆捕て之を誅し。遂に其寺を破却す。創建より是に至り凡十八年。其間諸州に建る所。本寺四十二院。末寺の數枚擧するに遑あらす。全く之を禁絶するに至らす（南蠻寺興廢記、五月雨抄）。十五年丁亥。秀吉薩摩を平け、九州を平定し。遂に耶蘇教の禁を海內に布き。藤堂高虎を長崎に遣はし。伴天連二名。其徒二十名を捕へ。之を磔刑に處し。其餘を放て本國に歸し。再び來る勿らしめ。且大村純忠の長崎邑を收め。官地となし鍋島直茂に命し。其地の事務を掌らしむ（接番年表。按するに西書に。千五百八十七年。太閤秀吉加特力僧徒の國家に害あるを察し。死刑を以て其說教を禁するの令を下したり。其文に曰く。葡國商賈に付ては尙指令のある迄、其商業を營み。我國に在留を許せり。雖然今より何等の外教にても。之を傳播するを嚴禁す。若し犯す者あれば其船舶を奪ひ。其商品を收へしと。デヰキソン日本歷史中に。此擧を讀して曰く。太閤日本の全權たれは。此等の外國人を制御するは難きに非す。當時處置の方法。自然此に至らさるを得す。況んや彼輩日本に來る。敢て之を招きたるに非ざるをや。夫れ葡國僧徒の教法を日本に傳ふるや。每に人を强逼し。若し從はさる者あれは、迫て家を出て。國を去らしめ。常に政府の威力を假り。以て其國民の上に加へ或は苦刑を加へ。日本の有權者をして已等の輔翼を致さしめたり云々。蓋し耶蘇教禁絶の令發するに方て。日本在留の僧徒は三百餘人に及ひ。貴族少年輩の修教院もあり。寺院は其の數二百五十ヶ所にて。改宗の土人は殆んど三十萬人に至れり。是を以て當時葡人通商の地たる長崎港の如きは。此新教の外。他の宗旨を尊信する者なく。且九州諸侯の如き。亦殆んと皆加特力教の信者にして。更に太閤の禁令を顧みず。尙依然其新教を信する者多し云々）。十六年戊子五月。耶蘇教徒コウスモウ（市橋庄作と改名す）。シユモン（島田清庵と改名す）兩人を捕へ。粟田口に於て磔刑に處す。コウスモウは元和泉の商安左衞門。シユモンは同州墨出村の百姓善五郎と云ふ者にして。共に烏爾干の弟子たり。烏爾干放逐の後。兩人竊に變名して堺府に匿れ。是に至り其事顯れ刑せらる（五月雨抄）。十八年庚寅（西曆一千五百九十年）六月。大村高來の使者羅馬より歸る。初め天正十二年。二藩の使節葡萄國の都里斯本に至や。葡萄牙王卒し嗣なし。西班牙王非立第二世の所轄に屬したり。是に於て其總督禮を厚ふして之を迎へ。西班牙の都馬德里に送る。第二世非立亦禮を厚ふして之を遇し。其國內を通行し。アテカンデ河より乘船して。シゴルンに達し。路を佛羅稜薩に取り羅馬に赴き。法皇に謁し書簡を呈す（交聘篇を參看すべし）。既して羅馬を發し。維尼斯に至り。米蘭を經て治那亞に行き。此地より巴爾西羅那に向て出帆せり。馬德里に歸り。十四年四月。葡船に乘り里斯本を出帆し。歸路媽港に着し。始て耶蘇教禁令の事を聞き。葡國傳教師ウワリグナニの臥亞の總督に選ばれ。我に使するに會し。伴はれて歸る。ウワリグナニの長崎に着するや。速に京師に向て發す。同伴僧徒四人。我改宗徒數人。及び歸國の使節二人たり。此使節は歐洲に在て。外國の歌及び神樂等を學び。地球儀各國地圖。及び時辰儀秩時計等。其他歐洲の珍器數種を齎し歸る。是時臥亞使節の譯官たりし者はロドリゲス派の僧にして。年少しと雖とも。頗る語學に達し。才智衆に抽て。周旋宜を得るに因り。秀吉愛顧して譯官と爲し。常に館中に留めり。在留の耶蘇教徒等。因て以て大に其意を强ふせり。秀吉ウワリグナニを抑留する二ヶ月の後。答書を裁し。其貿易を許すと雖とも。宗教の國家に害あるを以て。之を傳ふることを禁せり（西書）。後陽成天皇文祿元年壬辰（西曆一千五百九十二年）馬尼剌駐劄の西班牙鎭臺。使を秀吉の許に遣す。此時ドミニカン派の僧リヤノ隨行して來り。秀吉に名護屋に謁しリヤノ奉する所のドミニカン派を日本に傳へんと欲し。ジエスウヰツト派の僧徒禁令に背き。其教法を傳說するを告く。秀吉怒て長崎にあるジエスウヰツト教院を破壞す可しと命す。而て西

テムシ

班牙の使節も亦終に其使命を果さすして馬尼刺に還る。海上難に逢て死す。只ドミニカン派の僧留るを以て免る。是に於て馬尼刺鎭臺又更に使節を發し。フランシスカン派の僧侶四人隨行し來り。宗教を傳へんと欲す。使節の秀吉に謁するや。僧徒宮殿を一見せんと請ふ。秀吉其をして教法を傳說せさるを盟はしめ。然る後に請を許す。既にして奉行に就て家屋を建築し。自用に供せんと請ふ。秀吉其西班牙國の官職を帶ふるを以て之を許すと雖とも。說教を禁したり。然るに僧徒等之を守らす。忽ち教院一ヶ所僧房一ヶ所を設け。墻壁を建て之を圍み。以て傳教の根據と爲し。書を馬尼刺に贈り。僧徒の來り力を加へんを請ふ。於是フランシスカン派。オーガスチニヤン派の僧侶等急に渡航し。遂に禁を犯して寺院を大阪及長崎に建て。公然說教所を設け。供養を行ふ。秀吉聞て大に怒り。各派の僧侶フランシスカン僧五人。ジエスウヰット僧三人。我改宗者十七人。合て二十五人を長崎に於て死刑に處す。時に慶長二年丁酉(西曆千五百九十七年)二月なり(宣告書あり此に附注す。此者共使節の職を以て非利比納島より渡來し。京師に駐留して。禁制の耶蘇教を傳說するの科に由り。悉く死刑に處する者也。但し御國人の儀も右の宗教に歸依する者は。一々捕縛の上。長崎に於て磔刑に處すへき事なりと。野史本紀は之を前年十一月十五日に繫て曰。耶蘇の賊二十四人を捕へ。一條の大路に殉へ。之を刑戮すと。去年冬京師に於て其罪を鳴らし。今年春に至り長崎に於て之を刑するか)。且長崎鎭臺に命し。其餘僧徒を支那に放逐す。既にして馬尼刺總督の使節來り。フランシスカン僧を刑せし事を詰る。秀吉曰く是耶蘇教徒たるの故に非す。日本國法を遵守せさる故なりと。三年戊戌九月秀吉薨するに及て。ジエスウヰット派。フランシスカン派及ひドミニカン派の僧徒等。再ひ長崎。大阪。京師に說教し。畿內五州に及ひ漸漸其舊に復せんとす。就中ジエスウヰット僧等貴族の教育院を長崎に再興し。更に改宗諸藩の保護を得。却て從前未た至らさる僻遠の諸州に進入せり。天正中豐臣秀吉天主教を嚴禁すと雖とも。流傳の久き汚染袪けかたく。文祿中外事多端禁令漸く弛ひ。關原平定の後に及て海外通商の道漸く開け。而して傳教師の至る亦日々に多く。天主教從て復盛なり。是歲七月に蘭船平戶に着し尋て江戶に至る。蘭人耶楊子鏈を上り曰。西人の日に至る者は特に其教を張るに非す。實に禍心を包藏すと。家康大に駭き。板倉勝重(伊賀守)を畿內に。山崎信賴(長門守)を西國に遣はし。悉く僧徒を檢して之を海外に屛け。南禪寺の僧崇傳に命して天主教に入る者を諭し佛教に更めしむ。從はさる者は處するに流刑を以てす(野史。金城秘韞。按するに通航一覽長崎記を引て曰く。元和年間(寬永十六年の誤。說下に出す)。和泉堺浦の人常彌と云者あり。呂宋に至り歸る時洋中和蘭人に逢ふ。其傳教徒たるを疑ひ常彌の船を搜索し。伴天連三人並に書束數通を得たり。是に於て平戶に着し之を松浦侯に訴ふ。松浦侯之を長崎鎭臺に報す。其書を譯するに果して不諱を謀るの密書なり。是に於て常彌並に三人の伴天連及ひ同船の者を刑に處すと。然るに西書之を慶長十六年に繫く。但其干支本文と合ふを以て此に附注す。其說に曰葡人九州其他の地方にて加特力教に改宗の者と力を合せ。密に日本政府を顚覆して。羅馬法王の管轄に歸せんとするの奸謀を發覺したり。千六百十一年。即慶長十六年。葡船一隻日本より里斯本に航する途上。和蘭の巡船喜望峯の近海に於て之を捕獲し。葡萄牙甲比丹モロ長崎より葡王に贈る所の密書數通を得たり。其書の大意は九州及ひ其他地方に於て加特力教に歸依する者。葡人と力を戮せ。家康を殺し政府を顚覆せんとするの策にして。爲めに必要の船舶及ひ兵士を葡國より送致せんことを請へり。書中其主謀の姓名を錄せる中に佐渡奉行某等其中に在りて。此反謀成就の爲め羅馬法王の祈禱を其徒に約したる語あり。尋て媽港の葡國政府に贈る書を日本船に得て其陰謀證跡愈〻明白なるに至り。此書を平戶侯より長崎鎭臺に贈り。遂に日本政府の爲に甲比丹モロは縛に就き糺問の上反逆の罪に決し。死刑に處せられたり云々。此文に據れば長崎記の元和年間に繫け。歐南遺使考の寬永十一年に繫くる。共に其實を得さるに似たり)。十七年壬子三月家康令して大に天主教の禁を嚴にし其徒を擯斥し。京師に在る天主教の寺院を毀ち。小笠原權兵衞。榊原加兵衞等其教を奉するを以て之を流に處し。新に麾下の士に命し十人を以て保とし。互に相糺察せしむ。有馬直純(遠江守)命を奉して江戶幡隨院の僧某を肥前に招き。佛法を闡揚せしむ。其徒漸々歸正する者多し。其迷溺悛めさる者は悉く之を誅す(接蕃年表)。是より先き西班牙船漂着し舳艫悉く壞るゝを以て。修繕を加へ薪糧を給して其國に還さしむ。此に至り西班牙王使を遣り恩を謝す。我商舶隨て彼國に往き年を踰て歸る(采覽異言。通航一覽)。時に西班牙船の我邦に來るもの多く。南海呂宋島を經亦以て天主教を傳ふ。伊達政宗之を惡み。其地を取て其根を斷たんと欲し。十八年癸丑九月政宗幕府の船手頭向井忠勝(將監)に因り。幕府に請ふて篙師十人を借り。其臣支倉常長(六左衞門)。今泉令史。松本某(忠作)。西某(九助)。田中某(太郎右衞門)等を呂宋に遣はし陰に其政教風俗を窺はしめ。兼て羅馬。葡萄牙に使せしむ(按するに歐南遺使考に。佛人レチンパシコ。日本耶蘇教記を引て曰。初め政宗は傳道師ベー

テムシ

ソテロを其城中に誘引し。自ら耶蘇教を奉すへき意思を表し。且つ其國內に寺院を新設して傳道師を置くへきとを約し。因てソテロを其家臣支倉六右衛門と共に使節として。西班牙。伊太利兩國に至り。法王と宗教の爲に便宜の處置を擬議し。又西班牙王と交際貿易の條約を議定するとの委任を受け。仙臺を發し十月廿八日呂宋に着し。十九年正月亞墨利加洲墨是可府に達し。其總督の厚遇に逢ひ。留る半歲餘八月中發し。十月初め西班牙國に達せり云々。是に因て之を觀れは政宗奉教を名とし。陰に海外諸國風俗兵力の强弱を窺ひ。以て呂宋を取るの地となせしなるへし）。是歲武州瀧山城主（八王子に在り）大久保長安（飛驒守）卒す。長安嘗て諸州金山の事を督し。頗る私あり。是に至り發覺して其邑を收めらる。屋室の底を發するに一の石櫃あり。嘗て耶蘇教徒と交通し不諱を謀るの書を得たり。家康大に驚き其子藤十郎及一族七人を刑に處す（駿河記。長崎大成。通航一覽）。是に於て大久保忠隣（相模守）に命し。京畿及ひ西海に赴き耶蘇教の徒を擯斥せしむ。忠隣馳て京師に至り先つ令して耶蘇教の二寺を焚き。其教徒を逮捕す。教師二人西國に逃匿す（接蕃年表）。是歲渡邊宗覺に令して火器を造らしむ。十九年甲寅三月。高槻城主高山南防（原名友祥右近と稱す）。鳥羽城主內藤道順（原名如安又忠俊と改め飛驒守と稱す）。天主教を奉するの罪に坐して其封を收め。京師の獄に下す（野史）。六月耶蘇教の徒原主水を捕へ。其兩手の指を截り其額に烙して之を逐ふ。駿府の囚淸安同獄の犯人二人に耶蘇教を勸むるの罪に坐し。其十指を截り額に十字を烙して放還す（大參河志。通航一覽）。是月山口直友（駿河守）。間宮伊治（權左衛門）を長崎に遣はし。港內に在る寺院十一ヶ所を焚かしめ。又本多正信（佐渡守）。正純（上野介）父子に命して海內の天主教を奉する者をして速に歸正せしめ。迷頑改めさる者は流刑に處す。正信父子命を奉して南坊如安以下。其徒一百餘人を媽港に放ち。七十餘人を陸奧津輕に配流す（接蕃年表。野史）。時に九州所在耶蘇教の徒たり。就中大村城主大村喜前（丹後守）及ひ部下の將校之を奉する者最も多し。家康。本多正純をして糺問せしむ。喜前曰。我久しく强隣の間に介り。武備の爲めに外國人を親み天主教を奉す。然るに意竊に疑ふ所あり。一族某を羅馬に遣はし教法を學はしむること既に數年。又家人嬉野某を呂宋に遣はす。二人今共に歸ると。正純之を召す二人異詞なし。是に於て改宗歸正せしむ。喜前令して日蓮宗たらしむ（野史。按するに。西書に大友氏羅馬法王に贈る書簡を載す。其內に言ふ。余座下に謁し。優渥の撫慰を蒙り難き理由あるを以て已むを得す。日向侯の令兒にて余か孫に當るゼロームをして。余に代り座下に赴かしむるに定めし處。彼余の居を距ると甚た遠く。教師亦其發程を遷延すると能はさるを以て。ゼロームの從弟にて余か兄弟の孫に當るアンジョを以て之に代らしめたり云々と。本文大村喜前の一族某を羅馬に遣はすは此一行の中なるへし）。元和二年丙辰（西曆一千六百十六年）。伊達政宗支倉常長等を呂宋及ひ羅馬に遣はしてより既に四年。杳として音問なきを以て又其臣横澤將監に命して。泉州堺浦に於て新に大船を造り。再其國に遣んとす。八月家康重て長崎鎭臺に命して嚴に天主教を禁す（野史。令條。金城秘韞）。初め長崎に僧森都と云者あり。原名は田原源藏。豐後の人也。中年明を失ひ。諸州に徃來し專ら耶蘇教を勸む。是歲改心して長崎鎭臺に自首す。鎭臺長谷川某（權六）。稟請して其罪を許し。教徒の目付となし。伴天連輩を收捕せしむ。俚語所謂「切支丹轉」の始めなり。天下に令して宗旨帳を造り。每戶所屬の寺院を定め之を監せしむ。後世寺證文の始めなり（接蕃年表。通航一覽。按するに通航一覽。老談一言記を引て。慶長中將軍秀忠天主教の國事に害あるを慮り。小納戶揖斐某を西洋に遣はし。密に其教を學はしむ。居ること七年悉く其道を得て歸る。秀忠推問すると三日每に夜半に至る。粗其要領を得たり。然る後禁を布く。又揖斐に命して之を井上政重に傳へしむ。後政重宗門奉行たり云々）。四年戊午初め洋教改宗の令下るや。長崎の人高木作右衛門首として改宗歸正す。鎭臺長谷川（權六）物を與て之を賞し。作右衛門及末次平藏に命して僧徒の潜伏せる者を報道せしむ。繼て歸正する者甚た衆し。書を與て之を襃賞す（長崎志。通航一覽）。支倉常長の葡萄牙傳教師ペイソテロと共に羅馬に至るや。一書を英船に托す。是歲彼の土の形勢事情を報して曰。慶長十八年十月呂宋に着し風土を視察し。太平洋を渡り。十年正月墨是可アカピュル港に着し。都城に到り留る半歲餘。六月サレジヤン、ジュロア港を發し。七月古巴島の都ハヾヌに着し。八月發して太西洋を航し。十月初め西班牙サレリュカル港を過り。十一月セビル府に着し政宗の書柬を府に贈り。十二月都城馬德里に着し。元和元年正月西班牙王ヒリップ三世に謁見し書柬を呈し。傳教の事を求め洗禮を行ひ。九月サラコス府に着し。バルセロース府に至り撒爾尼亞のサボス港熱約亞港等を經歷し。其大統領に謁し是より羅馬のシビタベツヤ府に至り。十一月改て法王に謁見し。政宗の書柬を呈して。フレテ職の僧一員を陸奧に招き其教を弘め。及ひ呂宋國と交際を請ふの意を致せり。法王尋て支倉常長を羅馬府の議政官となし。ベーソテロを以て日本陸奧二等僧正の職に任したり。既にして二人羅馬を發し西班牙に歸るに及ひ。西班牙の僧徒等之を嫉みヒリ

テムシ

ツプ三世に謁し其官を褫ふ。是を以てペーソテロは朋友の忠告により。日本に歸るを止めたり(歐南遣使考)。六年庚申八月支倉常長呂宋を經て相模浦賀に着す。常長羅馬法王の像及び數種の奇品を齎し歸る。是歲耶蘇教師始て蝦夷に來る。九年癸亥秀忠職を辭し家光大將軍となるに及て。益耶蘇教の禁を嚴にし。或は火刑に處し。或は斬首磔刑に處し。教徒を待つ甚た酷なり。諸藩主其意を承け所在の宗徒極て股栗す。伊達正宗亦從前の處置に反せり。時に教會長ペール、ザアク、カラワイル嘗て仙臺に在り。此に至て重臣後藤某の領邑ミナク(所在未審)の地に轉住す。然れとも宗教の禁今日に益嚴重なるを以て。後藤某其邑を去りカラワイル亦遂に害せらる(以上歐南遣使考引く所の耶蘇教會史に據る)。寛永元年甲子(西暦一千六百二十四年)三月。新西班牙(北亞墨利加洲墨西哥國)。薩摩に來りて聘禮拜謁を乞ふ。其耶蘇教の國たるを以て許さす。諭して之を却く(外蕃通書。通航一覽)。三年丙寅水野某(河內守)長崎鎭臺と爲る。乃ち耶蘇教の殘徒を驅り改宗せしめ。其伴天連を訴ふるものには銀百枚を賜ふの旨を令す。其改宗歸正せさるものは捕て刑に處す(長崎志。通航一覽)。六年己巳西國耶蘇の徒尙多きを以て。府內城主竹中重次。島原城主松倉重政に命して之れを搜索し。其改宗を願ふものは之れを許し。執迷悛めさるものは悉く極刑に處す。耶蘇の像を畵き。歸正のものに之れを蹈ましむ。伴天連仲庵。了伯。了順と云ふものあり。自首して其罪に伏し。其徒を歸正せしめんと請ふ。依て其罪を赦す。仲庵。了伯は南蠻人。了順は本邦人なり(接蕃年表。通航一覽。長崎志)。七年庚午。大阪より耶蘇の徒二十人を長崎に送り之を呂宋に放逐し。外國の商舶に令して橫文書籍を舶載するを禁す(接蕃年表)。天文。地理。醫術。築城諸般の學是に於て一切擯斥に遇ふ。禁教の餘此に及ふ亦勢の免れさる所なり(通航一覽。洋學年表)。是れより先き松倉重政耶蘇教の國安を害するを惡み。其臣吉岡某(九左衞門)。木村某(權之丞)二人を呂宋に遣り。虛實を探り以て來路を絕んとす。八年辛未三月二人歸る。重政卒するに會し事遂に成らす(柳營史記。松倉家傳)。十二年乙亥九月重て耶蘇教の禁を諸侯に頒布す。其宗に入らさるものは起請文を作り。隔年獻せしむ。是れを宗旨證文と稱す。又交趾。占城。呂宋。媽港等の來舶を禁す。耶蘇教國たるを以てなり(武家嚴制錄。通航一覽)。十三年丙子是れより先き。那不勒人マルセイロと云ふものあり。宗教を東洋諸國に弘めんと欲し。呂宋に至り。是歲長崎に來る事覺れ誅せらる。五月長崎鎭臺に令して南蠻人及ひ其種族の長崎市中に居る者二百八十七人を媽港に逐ひ。大村純信(丹後守)をして兵を出し不虞に備へしむ(采覽異言。長崎拾芥抄。通航一覽)。十四年丁丑(西暦一千六百三十七年)初め長崎に金鍔吉兵衞と云ふものあり。耶蘇教を傳習するの聞えあり。令して之を捕ふ。形跡奇秘獲へからす。是歲六月片淵村に於て捕へ刑に處す(崎陽記錄。通航一覽)。又小西行長の遺臣蘆塚某等あり。嘗つて九州に潛伏し。兩肥の愚民耶蘇教に沈迷せるを利し。之れを煽惑し。天草時貞(四郎)を推して首と爲し。原の故城に據る。其徒凡四萬人あり。幕府西國の諸藩に檄し兵を出して之れを討す。板倉重矩(內膳正)。石谷貞清(十藏)に命し諸軍を監せしむ。尋て松平信綱(伊豆守)に命し全軍を總督せしむ。(昭代記。接蕃年表)。十五年戊寅二月。原城陷り賊徒誅に伏す。松平信綱長崎に往き各所を巡按し。野母及ひ烽火山の兩所に遠見番所を設け。耶蘇教の禁を嚴にし。外國船舶の入港を停む。唯和蘭の戰功あるを以て。其通商を許し。海外諸國の事情を報せしむ。九月金を掛けて其徒を募る。伴天連以下各差あり。屬托金の名此に始る(通航一覽。接蕃年表)。十二月江戶芝口に於て耶蘇の徒九十三人を死罪に處す。府下市民より訴狀を上り。寺院に證書一札を出す(慶長寬文間記。通航一覽)。十六年己卯七月長崎に令して。耶蘇教士渡海せは。速に其の船を擊ち沈め。教師は死刑に處せしむ(接蕃年表)。是の歲波羅泥亞國人アヘルと云者あり。耶蘇教を唱ふるに坐し誅せらる(采覽異言)。十七年庚辰五月媽港人七十四名。一船に駕し禁を破て長崎に來り。潛に耶蘇教を唱ふ。幕府長崎奉行加々爪澄忠(民部少輔)に命して之を捕獲し。其舶を壞り首長を市に梟し。其餘六十名を誅し。獨り醫師舟子輩十三名を小船に載せ之を放還し。以て將來を戒しむ(外蕃通書。通航一覽)。是より先耶蘇教徒九名。江戶四谷門外に穴居潛伏す。是に至り發覺して梟首せらる。又品川驛に於て七十餘名を縛し之を水中に投す(玉摘隱見。淡海集)。禁教の難起て以來。葡船の上陸を禁す。長崎の市人多く其生計を失ふを以て。十八年辛巳平戶港內の蘭人を出島に遷し長崎を以て貿易場となし。黑田忠之。鍋島勝茂(信濃守)をして長崎の防備を掌しむ。前例和蘭人入貢するや。松浦氏の臣護衞して江戶に入る。是歲長崎奉行の屬吏を用ひ。譯官通詞を置き。彼此の言語を掌らしむ。十九年壬午五月。重て諸藩に令して耶蘇教の禁を嚴にす。而して關門阻隔道路梗塞の患なからしむ(長崎大成。通航一覽)廿年癸未五月。葡人八人邦人二人漂流に托し小船に駕して筑前梶目地島に上陸す。黑田忠之吏を遣はし之を捕ふ。內一人ジョセイフ、カウロと云者あり。歐羅巴洲西々里亞の人なり。鞠問して傳教の徒たるを知り。九月之を江戶に送る。宗門奉行井上某(筑後守)に命して之を小日向の山邸に幽し官俸を給す。後邦俗に化し

テムシ

姓名を改め。岡本三右衛門と稱す。(接蕃年表。通航一覽)。紀元二千三百四年後光明天皇正保元年甲申(西暦一千六百四十五年)。淸國人の長崎に寄留する者。耶蘇教の徒十二人を告訴す。之を捕へて獄に付す。二人獄中に死す。七人を刑し三人を活し。其徒の目付となす。慶安の末に至て復た耶蘇教徒の歸正を許さす。悉く之を刑す。死する者前後殆と三十萬人に及ふ(白石遺言。接蕃年表。通航一覽)。三年丙戌江戸小日向に牢獄を造る。其製石垣一丈二尺方四十三間塀高さ一丈二尺。其上に八寸の鐵欄を排し。皆刃あり。内に向けて之を繞らす。外圍むに堤墻を以てす。岡本三右衛門等を此に移し。板倉某(内膳正)に命し晝夜警衛せしむ。幽居すること四十餘年にして歿す。爾後耶蘇の徒は皆此に囚し。或は以て刑場となす(小日向志。通航一覽。羅馬人款狀)。是より先き長崎に林吉左衛門と云ふ者あり。西洋天文暦算の學に通す。時に其耶蘇の徒たるを告くる者あり。是歲其門人小林義信と共に禁錮せらる(長崎先民傳)。慶安元年戊子當時耶蘇の禁を布くや。海外諸國の船我海灣に入るを許さす。獨り和蘭の我に功あるを以て留て耳目とす。而して去年葡船の來るや。和蘭其報を怠る。故に之を責めて入貢を許さす。二年己丑四月西國の諸藩に令して曰。耶蘇の徒屢來り禁を破る。其れ兵備を嚴にして之を待てと。八月和蘭人海上葡船に遇ふの旨を報す。更に中國。西國沿海の諸藩に令して兵備を嚴にせしむ(通航一覽)。三年庚寅三月和蘭の入貢を許す。承應元年壬辛五月益々耶蘇の禁を嚴にし。令を長崎鎭臺に下し。邦人の私に異船に託し外國に航し。竝に外國に在住する邦人の歸來る者。共に死刑に處し。且耶蘇教士を告る者に賞金三百枚を賜ふ(通航一覽。接蕃年表)。三年甲午二月更に懸賞銀を增加し。耶蘇の殘徒を求む。四年乙未八月又重て令す(正保賞錄令條。通航一覽)。明暦二年丙申六月。耶蘇の禁三條の制札を諸國に建しむ(條令諸國制札留。通航一覽)。萬治元年戊戌八月。大村管下に於て耶蘇の宗徒六百三人を捕へ糺問し。罪の輕重により之を處す(萬治年紀。慶延畧記。通航一覽)。二年己亥六月。諸藩士を評定所に召し。耶蘇教禁制宗門改の儀三個條の令を傳ふ。正德享保の際に至て耶蘇の徒漸く跡を絕ち。宗門奉行は唯諸藩より出す所の簿書を司るに過さるに至る(小日向志。通航一覽)。三年庚子豐後鶴崎に於て耶蘇の徒數名を捕へ。刑に處す。寬文七年丁未(西暦一千六百六十七年)七月。大村藩耶蘇教の徒男女十五名を捕ふ。内一人は南蠻人たり。悉く之を獄に下す(鎭西要覽。通航一覽)。延寶四年丙辰九月。小日向切支丹邸に住する岡本三右衛門の僕角内。耶蘇教を信し。其像を所持するにより。縛して其得る所を詰る。館林宰相の臣齋藤賴母の組子新兵衛より得ると告く。即ち之を糺問するに其罪に伏するを以て。十月二人を獄に下し。明年刑に處す(査妖餘錄。通航一覽)。天和元年辛酉(西暦一千六百八十一年)二月。懸賞金の數を增し。益々耶蘇の禁を嚴にす(接蕃年表)。二年壬戌三月。井上某(助之進)の家人耶蘇教徒服部吉兵衛江戸傳馬町の獄中に死す。檢視の後小日向切支丹邸に送り之を埋めしむ(査妖餘錄。通航一覽)。三年耶蘇教の徒城之進と云ふ者を武藏府中に捕ふ。城之進常に七寸の鏡一尺の棒とを以て之を其徒に傳ふ。弟子六百餘人あり拷問屈せす。遂に誅せらる(承寬雜錄。通航一覽)。貞享四年天和中令して每歲切支丹起請文を上らしむ。是歲嘗て耶蘇教を奉せし者何年以前何地方に於て改宗歸正せし等。始末書を出さしむ。之を切支丹類族改めと云ふ。改宗歸正の者死すれは檢使を遣すの例此に始まる。元祿元年戊辰に至り。宗徒跡を絕ち其例亦自ら廢す。寬永島原の役より此に至り凡五十一年たり(武家嚴制錄。長崎覺書。通航一覽)。寶永五年戊子(西暦一千七百十九年)八月。異船一隻大隅屋久島湯泊村に着し。一人を上陸せしめ。卽時帆を擧て去る。上陸の異人日本服を着し。日本刀を帶ふと雖も。言語通せす。島人之を鹿兒島に訴ふ。藩吏護衛して長崎鎭臺に送る。鎭臺和蘭人を通詞として其本國履歷及來由を糺すに。伊太里亞國羅馬の傳教師にてヨハン、バッテイスタ、レロウテと稱す。是より先き六年羅馬教主ホント、ヘキスマキシモスの命を受け。傳教の爲め羅馬にて日本語を學ひ。三年前七月同宗の僧トフマス、テトルノンを伴ひ。カレイ號船に駕し羅馬を發し。ヤチワ島を經てカナリヤ島にて佛蘭西船に便し呂宋に至り。此よりトウマス、テトルノンは北京に至り。ヨハンは日本に志し。遂に屋久島に上陸すと。鎭臺永井直充(讃岐守)之を江戸に報す。六年己丑九月命あり。江戸に送り小日向の切支丹邸に居しめ。新井君美に命して其來由を究め。寬文元年辛丑蘭人獻する所のヨハンブラアの撰萬國輿圖に就て其地理風俗を問ひ。蘭人をして彼此の情を通せしむ。君美因て西洋紀聞を著す(西洋紀聞。羅馬人款狀。接蕃年表)。正德四年甲午。小日向切支丹邸羅馬人フランシスコ、チウアン(改宗歸正して黑川壽庵と稱す)の僕長助と云ふ者あり。ヨハンの來るに及て夫婦之か奴婢たり。ヨハン竊に導て耶蘇教を奉せしむ。冬長助其國禁を侵せし罪を悔ひ自首す。五年乙未三月ヨハンの罪を責て獄に下す。ヨハン憤恚長助を罵詈して死す。既にして蘭人報して曰。前に北京に入りしトーマス、テトルノン亦傳教を得す。幾もなくして歸國せりと(西學紀聞)。以上外交志稿を畧抄す。

切支丹類族屆致し方の事。宗門改例年七月より十一月迄に奉行所へ證文を差出す。據なき譯にて延引すれば十二月にも出すことあり。年を越すことは成難し。是は代官所私領知行所共村々毎年宗門改ありて。男女人別怪しき者一人も無レ之。尤自分召使に至迄。吟味の上銘々寺證文を取置。書付を以て屆け有レ之儀なり〇轉切支丹本人同然病死(初め書判にて伺ひ。其後兩判の取置證文出す)。是は右の者病死の節は即刻檢使差遣し。死骸を改め病死に紛れなき段見屆し上。鹽詰に申付。旦那寺へ假埋にし。寺より預り證文を取り。又た死せし者の類族共よりも證文を取り。書判の書付を以て之を伺ひ差圖を受。取置濟し上兩判の書付を以て取置し趣を申上。前方伺ひの書付と引替にすること也〇類族病死(兩判の證文但二季屆)是は檢使に及ばず。親類共差出せし注進書の趣を以て取置申付け。旦那寺より取置し證文を取。七月十一月二季屆の節書判印判にて出す〇變死(兩判の屆但當時の屆無判ならば二季屆の內へ書入べし)是は類族變死の節は委細の譯注進あり。其節無判ならば二季屆の內へ書入べし。是は檢使差出也〇出生(無判書付二季屆)是は注進の度毎に元帳に書入。勿論覺書に記し置。二季共幾人にても記し。無判にて之を出す。尤紙は西の內一枚にて濟ば目錄の樣に認め。二枚も入ことならば帳に綴べし。但右元帳に書入る場所前後なき樣に致置べし。重て本帳認る節都合よし〇新緣(右同斷)是は本人並本人同然の聟か嫁になりし者のこと也平人にて切支丹の聟或は嫁等になれば類族たるに由り。屆書出すこと也。平人の事を素人と書付る也〇住居替　右同斷)。是は只今迄何國何村に罷居候儀。何くの儀に付何方へ罷越とか。或は奉公人ならば主人替りし譯抔を書こと也〇歸居(右同斷)。是は右に反せる者にして。只今迄何方に罷在候處。何村へ立戾候などゝ認め出すこと也〇鈌落(當時屆兩判)是は注進申出し節吟味を爲し。其筋より口上書を取り。兩判にて屆を出す。勿論屹度相見當り次第申出べく旨。堅く申付證文取置なり〇死罪(伺ひに及ばず當時の屆け兩判なり)是は罪科ありて刑に行るゝことなれ共。前方伺には及ばず。死罪に行ひし後。早速兩判にて屆ることなり。尤も本人。本人同然は少し譯も有べき歟。自然本人等死罪有レ之節は。奉行所役人へ內意を聞合すべし〇出家(二季無判の屆。但し他所へ罷越節は前方之れを伺ふべし)。是は何系何と申者出家致し。法名何と申す由二季屆に書入る。但し他國へ罷越か行脚などに出る屆ある節は。前方に之れを伺ふなり〇逝世(當時屆兩判)是は鈌落の類にて少し輕き者なり。其意味を以て吟味の書付を取べし。但し當時何なり然れ共此類は書判にてよし〇養子(右同斷)。是は素人にても養父母の系次第にて

類族に成なり。されば出生同然に心得てよし〇義絕(二季兩判の屆。但し類族を離すは無判の屆なり)。是は假令親子兄弟の緣を切ても。元類族なれば其系を離れず〇離別(右同斷)是は新緣の離別なれば元の素人に成り類族を離るゝ故兩判屆。但離別致しても元類族にてあれば本系へ歸するにて類族を離れざるに依て無判の屆なり〇他行(屆に及はず)。是は假令ば神佛詣或は養生の爲入湯など斷り立し儀は聞屆。五ヶ月。七ヶ月なれば願に任せ。奉行所へ屆に及はず。但し長途などにて年を越れば二季の屆を爲なり〇不分明者病死(二季兩判屆)。是は系もなく且類族と計にて。決せざるを不分明者と別紙に認め。奉行所へ差出となり。此の者病死すれば兩判にて屆るなり。但し旦那寺證文等の儀類族病死同然のことなり。右是迄は先年中の覺書と相聞候。」京都町奉行所に有レ之帳面寫の事。切支丹改覺書。前々切支丹宗門の由にて本人有レ之に於ては。何年以前何方にて僉議有之候て。何年以前轉邪宗門の者に候へ共。切支丹を訴人仕候に依て。罪科御免に成。在所へ歸り罷在候哉。其譯委細書付申さるべく候事　〇右轉候前切支丹のものに有レ之只今迄も預に差置候哉。又何にても面々職を仕罷在候哉。其譯一人毎に別々委細書付申べき事〇最前切支丹にて轉じ申さゞる以前の子は。男女共本人同然の儀に候間。本人の內に書入申さるべく。轉じ候後の子は男女共類族の內へ書入申さるべく候事〇前々切支丹轉じ候後。旦那寺有レ之候はゞ。何宗にて平生寺へ參詣仕候哉。其寺へ付屆常體に仕候哉。又數珠等を持父母の忌日などには寺へ參詣候哉。持拂を構へ香花を備へ候哉。其の趣旦那寺にて慥に吟味を遂。又下人等を遣ひ候者は其下人迄。念入穿鑿致さるべく事〇切支丹の儀は申すに及はず。宗旨疑はしき者有レ之に於ては料所は代官。私領は領主地頭へ訴へ出べく。勿論役々より奉行へ早々申出べく候。品に寄屹度御褒美下さるべく候。其上同類たりといへ共。其科を免し仇を爲ざる樣仰せ付らるべく候。若し隱置後日に顯るゝに於ては曲事たるべき事〇類族の者忌掛り候親類並に聟舅吟味有て書付申さるべく候。此外は書付に及はず。尤も諸類族等迄他國へ放し遣し候儀無用たるべく。但參り候はで叶はざる儀有レ之に於ては。切支丹子孫の譯。料所は代官私領は地頭へ申出べく候。尤も何年過候ても其譯切支丹奉行へも申達し。帳面書直し候樣仕るべく候事〇前々切支丹宗門の者果候はゞ。死骸は鹽詰に致し置。切支丹奉行の差圖次第に仕るべく候事〇類族の者果候はゞ死骸等吟味を遂。別條無之は旦那寺にて取置。其趣帳面に記し。每年七月。十一月兩度切支丹奉行へ差出し。帳面を除せ可レ申事。右の趣相改め帳面に記し。切支丹奉行へ

差出すべく候。帳面奥書等の儀奉行中より相達すべく候。前々より切支丹宗門無之方へも心得の爲め相觸候間。其意得らるべく候。貞享四年卯六月〇宗門改證文例年十月より十一月限差出さるべく候。但延引の譯あらば十二月迄にも受取べく候。年を越候ては受取有べからざる事。尤案文引合の上受取べき事〇本人同然病死伺は書判〇取置。證文。書判。印判〇本人病死の節は鹽詰に致し置。番人等は附るに及はず。菩提所の墓場などに假に埋め置。相伺候事〇本人類族に限らず。不圖他所へ罷越相果候はゞ。其處へ葬り本領へ引取に及ばず。尤も證文は本領より出し申さるべく候事〇父切支丹宗門不轉以前の子は男女共に本人に准じ候譯は。切支丹の子は出生の節子細有之。行跡常ならざる故。不轉以前の子を以て本人同然とす。依て忌掛り其他共本人に准じ。病死の節は即刻檢使差遣はし。死骸相改め鹽詰に致し。取置の儀伺ひの上差圖に任せ。葬の本證文差出候節。右屆證文引替遣はし候事。右は秋元但馬守へ伊勢守より書記し進せられ候控の拔書なり。」類族に出べきものヽ事〇本人竝に本人同然の者より玄孫まで。又伯父。叔母。甥。姪。從弟迄類族に出るなり。緣者は本人同然の者の聟。姑迄出るなり。但し女は本人。本人同然より孫限にて類族を離る。勿論孫より末は女子の子類族を離る〇領內住居替新緣は領主より申付られし後。無判の屆二季に之を出さるべく。又他國へ新緣住居替等は前方に伺ひ。差圖の上申付べき事〇類族死罪の時は刑せられし後。兩判の證文を以て當時屆あるべく。尤も前方斷りに及ばず。然し本人。本人同然の者は格別たるべし。但し是も手延に爲し難き儀あらば。其時の品によるべし〇同葬の儀は火土葬共記すに及はず。類族は何葬にても勝手次第。何れの寺へ取置しと計り記すべし〇類族一季居又は渡り奉公人は主人の名を帳面に記さず。其者の出替の度每斷りに及はず。假令書出せし共帳面に記すに及はず。譜代又は長年季にては主人の名帳面に出す也。又百姓或は町人に歸住極りし節は。二季無判の屆あるべし。帳面引合の上居所本住所ならば。是又張紙に及ばず〇本人竝に類族の旦那寺院號等改めし節は。二季無判の書付を以て屆有るべし。附借家にて居住の類族は家主名主への斷り。右同斷〇妻平人。夫本人同然の妻の父母は類族に出る〇離別は假令子供ある共類族を離る。男女共に同斷。但し是は平人の事也〇本人の妻平人にて本人同然の子出生以後の離別。是は其子本人同然たるに因て。其子の類族に離別の母も出るなり〇宗旨替又は旦那寺替の儀據なき仔細あらば。前方伺の上差圖を受べし〇本人同然名替の儀無用たるべし。若し據なき子細あらば相伺。差圖の上書判の證文を出すべし。附類族名替の儀譯立しとなれば。領主聞屆の上申付。二季に無判の證文を出すべし。」本人。本人同然伺書上の事〇本人。本人同然病死（當時書判にて伺ひ。兩判の取替證文を出す）〇類族病死（兩判の證文二季の屆）〇住居替（二季ともに無判の書付）〇變死（兩判の證文當時屆。但し無判ならば二季屆に書入べし）〇出生（二季ともに無判の書付）〇歸居（當時屆無判）〇新緣（右同斷）〇缺落（右同斷）〇死罪（伺に及ばず當時屆兩判）〇出家（二季の屆無判。但し他領へ越には前方之を伺ふ）〇遁世（當時屆兩判）〇養子（二季屆無判）〇剃髮（二季屆無判。但し本人。本人同然は前方伺ひ書判）〇法名（上同斷）〇名替（右同斷）〇離別（二季屆兩判。但し類族を離れずは無判）〇義絕（離別とおなじ）〇入湯（屆に及ばず）〇神佛詣（屆に及ばず）〇不分明者病死（二季屆兩判）〇他領本人（不時に無判。但し末秋より無用と成る）〇類族のもの剃髮いたし。法名願ひ候儀是亦申付られ。二季に無判の書付を以て屆らるべし。但し本人竝に本人同然の者は前方に之を伺ひ。差圖の上申付られ。書判の證文差出さるべき事〇同變死當時の斷に候へども。無判の書付を以て申聞られ候はゞ。又二季病死斷り證文の內。書付出され尤兩判の事〇他領住居の類族の元へ引取候儀。二重の屆に候間。前方伊豫守より淺野式部大輔へ達し候例有之事。」宗門改の節旗本衆より書上文言の事。一札。切支丹宗門の儀前々より懈怠なく相改申候。先達仰出され候御法度書の趣僉議を遂候處。自分家來知行所百姓等に至迄。切支丹に紛しき者御座なく候。之に依て銘々寺證文取置候事〇與力同心支配の者家來迄。穿鑿を遂候處。切支丹に紛敷者御座なく候。勿論寺手形取置候事〇此以後與力同心支配の者家來末々迄。切支丹に疑敷者御座候はゞ。早速申上べく候。其爲仍て如件。年號月日。名（印判）名乘（書判）宛所兩名殿付。」宗門改の節大名衆より書上文言の事。一札。切支丹宗門前々より懈怠なく相改申候。先年仰せ出され候御法度の趣彌相守り。私領中在々所々に至迄。穿鑿を遂。家來下々迄吟味致し候處。不審成者御座なく候事〇古切支丹の者末々迄。常々行跡疑はしき儀御座なく候事〇領中在々所々家來の者。下々の者に至る迄。此以後不審成者有レ之に於ては。早々申達すべく候以上。年號月日。名判。宛所兩名。

【綺踏】ヱの部に出す。

【宗門改】右にも見ゆる如く。一時は切支丹奉行なる職名ありと見ゆ。寛永十八年始めて宗門改の吏二人を置く。大目附より一人。作事奉行より一人之を兼れ。職高なし。各ゝ與力六騎。同心三十人を隷す。地方にては地方官に分任せしと見え。明

テムシ

治前まで長崎奉行付の同心などは。毎年市中の各戸に就き。儀式的に之が調査を行へりと聞けり。而もマリヤの像を子育地藏なりと稱して。密かに信ずるなど。維新の頃までも。長崎。天草。島原等には其徒少からざりしと云ふ。

維新以後。猶之を禁ぜしが。外人の傳道者も漸々入り來り。京阪地方に行はれ。長崎。薩摩。其他幕府にて外人を採用することとなりて。いつとなく擴まり。進歩と共に宗教上の開放となり。遂には帝國憲法に信教の自由を保證するに至れり。

デムセイ　田制。稻穀を植るを水田とし。麥。粟。豆。稗を作るを陸田といふ。田はタヒラの意。畑は干田又は火田の義にして燒野に作物を作るに起る。此事神代記に天照大神。粟。稗。麥。豆を以て陸田種子となし。稻を以て水田種子となし。稻種を長田。狹田に植え。其他要田。平田。邑幷田の三田をのせ。素盞嗚尊にも三田あり。天の樴田。天の川依田。天の口鋭田といふ。又神吾田鹿葦津姫が卜定田を狹名田と名つけ。其稻もて天の甜酒を醸し。渟浪田の稻を用ひて飯となしなとあり。神武天皇。天富命をして阿波國に穀麻の種を植ゑ。尋て又東國へも播種せしむ。崇神天皇の朝。農事を勸奬し。多く池溝を開く。仁德天皇十四年。大溝を感玖(河内國石川郡)に掘り。乃ち石河の水を引て上鈴鹿。下鈴鹿。上豐浦。下豐浦四處の郊原を潤し。以て之を墾して四萬餘頃の田を得たり。故に其處の百姓寛饒にして凶年の患なし。」按するに田地の廣狹を量るに。幾頃幾町と日本紀に見ゆれども。是皆史家の修辭にて。當時其稱呼ありしにあらず。大寶令以前幾しろといひて代の字を塡用せり。代とは眞に其物を指す言葉にて。穀物を種る地を御年代。苗を植る地を苗代。商家の寶品を代物といふ類なり。田制篇に上古田地の廣狹を度るに云々。即高麗尺(高麗尺は上古高麗國より傳へたる尺度にて。其一尺は大寶制令の時の大尺。即唐大尺の一尺二寸なり。曲尺の一尺一寸七分三釐六毫に當る)の方六尺(曲尺の方七尺零四分一釐七毫なり)を一歩とし。其の五歩を以て一代となす。五代二十五歩の地は。大寶。和銅の三十六歩(大寶には高麗尺の方五尺を以て一歩とし。和銅には唐大尺即ち和銅大尺の方六尺を以て一歩とす。故に二十五歩の地は即ち三十六歩となるなり)の地に同じく。五十代二百五十歩の地は。大寶。和銅の一段即ち三百六十歩の地に同じく。五百代二千五百歩の地は。大寶。和銅の一町即ち三千六百歩の地に同じ」云々。また代といふ名稱は上古に起りて。久しく見聞に熟せるが故に。町段の制を定めしより以來。近世に至るまで。なほ此の稱を存し。或は音を以て呼で「だい」といへり。其の歩積は和銅以後の制(和銅大尺即唐大尺の方六尺歩にて。曲尺の方五尺八寸六分八釐なり)にては。一代は七歩二分(上古の五歩なり)。十代は七十二歩(上古の五十歩なり)。五十代は一段(即三百六十歩にて。上古の二百五十歩)なり。百代は二段。五百代は一町なり(即三千六百歩にて。上古の二千五百歩なり)。天正に田制を改め。三百歩を以て一段とせし後も。なほ播磨國宍粟邊にては。代の名稱を存し。土佐國高知邊にては。檢地竿一間四方の地を一坪といひ。又一歩といふ。其の一歩の半を勺といひ。四分一を才といひ。一歩を六箇合せたるを一代といひ。一代を十箇合せたるを十代といひ。十代を五箇合せたるを一反とし(即ち三百歩)。十反を一町とす云々」と見えたり。孝德天皇大化元年に。諸國司に詔して戸籍を作り。竝に田畝を校せしむ。寺院に土地を寄するを許す。同二年に田制を定めらる。方五尺(大尺)を一歩とし。長さ三十歩廣さ十二歩(則ち三百六十歩)を一段とし。十段(即三千六百歩)を一町とす。然るに白雉三年また舊制に復す。持統天皇六年。使を諸國に遣し町段を定む。文武天皇大寶二年。令を頒ち大化の制に從ひ。凡そ田は長さ三十歩廣さ十二歩を段とし。十段を町となし。地を度る六尺を以て一歩となす。これ尺度の名異なれども。其實は變ることなし。

【條里坪の制】天平十五年九月九日勘注せし。大和國添下郡京北三條班田の圖。同二十年二月十一日及び天長二年十一月十二日弘福寺の牒。承平二年正月二十一日の勘錄券。延久二年三月十一日弘福寺の注進等に散見せり。是に由て之を考れば此制古來行れしこと知るへし。一町の積を三千六百歩とす。之を積む三十六。之に次序を付し一坪二坪と稱し。以て三十六坪に及ふ。其次序たる。拾芥抄に云。町は艮に始り乾に終ると。町は乃ち坪にして。三十六坪を合せ。乃ち一里と爲す。此積十二萬九千六百歩。此里を積む千二百九十六。乃ち一億六千七百九十六萬千六百歩なり。之を條里の制とす。又拾芥抄に云。條は北より起り南に行き。三十六條を限る。里は西より起り東に行き三十六里を限ると。條は東西を線とし。里は南北を線とす。條里の線縱橫相貫き其狀碁局面の如し。而して條に次序あり。」一條より三十六條に及ふ。里も亦然り。故に某地を稱して何條何里何坪と曰ふ」とあり。彼五尺を以て歩とするは高麗法にして延喜雜式は畧六尺なり。土地を六尺に計るは。之を分つに當り二分するにも三分するにも又四分するにも甚た容易なるより自然に便法となれるならん。

【田地賣買】地所の條にも載せたれども。猶その漏れたるを大日本租稅志より補ふ。同志に云く。田園を賣買する其來ること久し。故に大化の初め。已に其兼併を防き

其賣ることを停む。然とも私墾の田園に至ては究竟賣買を禁すへからす。之を禁することと甚きときは人民の便宜か妨け。隨て詐僞を生す。是れ賣買の竟に已むへからさる所以なり。天平以來賣買券の今に存するもの往々之あり。其法の確實嚴重なることと見るへし。其券文中貢租の數額及び代價の多寡を記載するものあり。是れ亦以て其の地の租法を見るに足る。故に一二明證なるものを採て併せ錄す。孝德天皇大化元年九月十九日詔。國縣の山海。林野。池田を割て以て己か財と爲し爭戰已ます。或は數萬頃の田を兼併し。或は全く針を容るゝの少地無し云々。方今百姓猶乏し而して勢ある者水陸を分割して以て私地と爲し。百姓に賣興して年に其價を索む。今より以後地を賣ることを得す。妄に主と作り劣弱を兼併することと勿れ(日本書紀)。」令。凡そ官人百姓並に田宅。園地を將て捨施し。及び賣易して寺に與ふることを得され(田令)。」元明天皇和銅六年十月十九日詔。田を賣買するは錢を以て價と爲せ。若し他物を以て價と爲さは田並に其物は共に沒官と爲せ。或は糺告する者有れは則ち告る人に給し。賣及び買人は並に違勅の罪を科せん。郡司檢校を加へす。十事以上を違へは即ち其任を解き。九事以下は考第を量り降せ。國司は式部監察して違を計り考を附けよ。或は錢を用ふるに非すと雖も而も通商を情願する者は之を聽せ(續日本紀)。古は田を賣買するに五穀布帛及び物品を用て價直と爲す。是時に及んて大に錢貨を鑄造す。故に一に之を用ひしむるなり。」聖武天皇天平十八年五月九日。諸寺百姓の墾田及び園地を競買して永く寺地と爲すことを禁す(續日本紀)。」桓武天皇延暦二年六月十日勅。田宅園地を將て捨施し。並に賣易して寺に與ふれは主典已上は見任を解却し。自餘は蔭贖を論せす杖八十に決せよ。官司知て禁せされは亦與に罪を同ふせよ(續日本紀)。

謹解。申家地賣買券文進事。

合地捌段屋貳間有宇治郡加美鄕堤田村　直絁拾匹稅布拾端

地主加美鄕戶主宇治宿禰大國。

以前地賣進舊正三位藤原南夫人家已訖仍具錄狀謹解。

天平二十年八月二十六日　　賣地人　　宇治宿禰大國

判　郡　司

大領外正七位下宇治宿禰君足主帳无位今木連安万呂

小領外從八位下宇治宿禰都惠

判　國　司

介從五位下勳十二等若犬養宿禰東人　　史生正八位上船　連　用作

史生從八位下大友村主眞君

天平二十年十月十八日(東大寺古文書)

とありて。賣人及び國郡司の名は自筆に認め。郡印及び國印は朱印を押したり。また田地賣買券の式は

田地賣買券

攝津國島上郡兒屋鄕長解申立賣買常地券文事

合地參町伍段

在五條一里十七十八兩坪內七段十九坪八段二十坪一町　二十一坪一町

四至　限東沒官地　限南路

　　　限西藤原有雄地　限北公田平紀峰高領山

右得內豎從七位下紀朝臣氏秀辭狀偁。件地。故親父岑高以去延長八年六月十三日。從大藏利常之手所買得也。其後親父存生之日所處分給也。而今宛價直稻肆佰貳拾束。限永年沽與主計史生從七位上御船宿禰眞元既畢望也。欲被立券文者。長依辭狀加覆審。所陳有實。仍勒賣買兩人竝保證署名。立券文如件。以解。

天曆四年六月十七日　　長

賣人　內豎從七位下　紀　朝　臣

買人　主計史生從七位上　御　船　宿　禰

保證刀禰

從八位下　粟　田　直

正七位下　大　原　史

在京五條令解　申立賣買家地券文事

合

地漆戶主漆丈壹尺肆寸

在左京五條四坊二町西二三四行北六七八內

立物屋捌宇

寢殿　廊　雜舍

右件家地依有物要限米千七十餘石凡絹二千二百疋沽却丹波守已畢仍爲後日相副本券等立所券如件

永保三年十二月日

賣人　　文章生　藤　　原

大日本租稅志に曰く。按。田地の賣買は民間已む可らさる所。若し之を嚴禁すれは乃ち融通を妨く。故に永仁。正安の間一張一弛定まらす。然り而て賣買の弊益多く。其勢制止す可らす。是を以て或は德政と號し。或は棄捐と稱し。其價を償すして本主に返さしむ。文祿。慶長更新の間法制未た此に及ふを見す。寛永以來斷然永代賣買を禁止す。若し其制に違へは田地を沒收し。證人を罪するに至る。是に於て賣買の制略一定せり。今一二民間の沽却券文を附載し。以て參照に備ふ。後堀河天皇貞永元年七月。鎌倉府式目。相傳の私領を以て要用の時沽却するは定法なり。而るに勳功或は勤勞に依り。別恩地を賜はるの輩。恣に賣買するを其科なきに非す。自今以後嚴禁すへし。若し又制符に背き沽却せは賣人買人同く罪科に處すへし(御成敗式目)。」四條天皇仁治元年五月二十五日令。私領を沽却するを定法たるの旨。先度書載せらる。然とも自今以後縱ひ私領たりと雖も凡下の輩竝に借上等に賣付するに於ては近例に任せ。其所領を收公す可きなり。又侍已上たりと雖も家人に非さる者は知行に及はす(御成敗式目)。其他累代の布令も亦永借流を禁したり。後柏原天皇永正七年十月二日。足利義植令。判地を賣り或は寄進するを停止す(蜷川親俊記)。天文十六年六月。武田信玄制條。質物の分年期を定め。田畠を渡す人は土貢の分量を書載し。沽却せんと欲する者は之を買入竝に其地頭主人に告くへし。而に否せす。或は事故に依り主人之を取り放ち。或は子細あり地頭之を改る時は。縱ひ買人質物。人の借狀を帶ふと雖も信用する能はす(信玄家法)。慶長二年三月廿四日。長曾我部元親制條。買地の事。永代の證文たりと雖も。本米十俵に當らされは本物たるへし。又歷然永地たりと雖も證文なけれは本物たるへし。本物たりと雖も證文なけれは年毛たるへし。右は先規に從て相定る也。」明正天皇寛永二十年三月十日。征夷大將軍德川家光令。生産に豐なる百姓は田地を買取り彌豐に。生産乏きものは田畑を沽却し彌乏きを以て。向後田畑永代の賣買停止たるへし(牧民金鑑)。」同月。田畑永代賣仕置賣主は牢舍の上追放。本人死する時は子同罪。又買主は過怠牢。本人死する時は子同罪。但買たる田畑は賣主の代官又は地頭之を沒取すへし。又證人過怠牢。本人死する時は罪子に及はす(教令類纂。大成令補遺)。」東山天皇貞享四年五月十一日。德川綱吉令。田地永代賣買先令の如く彌以て禁制たるへし。若し違背する者は罪科に行ふへし(令條分類。常憲院殿實記。御書付竝達留。正寶事錄)。」中御門天皇享保元年四月。德川吉宗高札。田畑等永代賣買及ひ田畑等質に取れるもの。年貢諸役を勤めすして質入主之を勤むること。代々の禁制なれとも下賤の輩知らすして犯罪のもの度々之あり。總て是等禁制の事下賤の輩に至るまで心得有るへき旨。常々其沙汰有るへきなり(教令類纂。令條錄)。」同年。達。永代賣來納停止の事諸國一同高札に掲け置き達令するに及はす(教令類纂。正德新令)。」櫻町天皇寛保中。仕置。田畑を永代に賣る者は所拂家財闕所。本人死する時は子同罪。田畑永代に買ふ者は過料。死する時は子同罪。但永代に賣る田畑は取上け。同證人過料(元文三年定)。高請無き開發。新田。畑其の外浪人所持の田畑は永代賣を禁せす(舊法寛保損益政錄)。」延享元年。仕置。田畑永代に賣るもの當人過料加判の名主役儀取上け。證人叱り。田畑を買ふ者永代賣の田畑は取上け(青標紙)とあり。

【田地の種類】古來田地を分つて三等とし。一は【輸租田】とて租稅を官に納むる田。二は【不輸租田】官に納稅せさるも領主に輸す。三は【輸地子田】にて賃貸するものとす。以上の中。輸租田に屬するものは。口分田。位田。賜田。功田。墾田にして。不輸租田は神田。寺田。職田。財田。學田。驛田。采女田。膂力婦田。公廨田。勅使田。御巫田。薗田。布薩戒本田。放生田の各種とす。之を圖表に製すれば左の如し。

田（公田・私田）
- 輸租田
  - 口分田(人民一人に付割與ふる田地)
  - 位田(位記ある人に給ふ田地)
  - 功田(勳ある人に給ふ田地)
  - 墾田(新田開發荒地開墾等の類にて是れには公私の別あり)
- 不輸租田
  - 神田(神社の所領する田此租は神社にて取り官に入れす)
  - 寺田(寺院の所領なり田租は神田に同し)
  - 官田(畿內にのみあり卽皇室の供御に充つる田地なり)
  - 公廨田(諸官衙に屬する田此租を以て廳費に充て官に入れす)
  - 雜色田(學校田驛田節婦田等の類を總稱するなり)
  - 荒廢田(水旱其他の爲に營種を成さゝるものをいふ)
  - 易田(土地瘠せて毎年耕作成らす隔年に播種する田租を取らず)
- 地子田
  - 剩田(口分田を割り渡したる剩餘の田をいふ)
  - 沒官田(所有主罪ありて官に沒收せられし田をいふ)
  - 諸色未授田(位田驛田其他の雜色田の未た渡さゝる間をいふ)
  - ○公營田(公田の內を一町毎に丁五人をして作らしめ稻は地力の公用に給し其剩餘は官に入る)

【功田】田制篇に云く。國家に功勳ある人に賜ふ田を功田といふ。輸租田なり。大功は世々絕えず。上功は三世に傳へ。中功は二世に傳へ。下功は子に傳ふ。子さいふは

男女同じ。嫡庶を論ぜす。兄弟均分す。兄弟死する者あれば。又其の子に傳ふ。女子の子は分與すべからざる故に。女子死するときは。其の分は他の男子に傳與す。子無き者は傳ふることを得ず。兄弟の子を以て養子とすれば。傳ふることを得。嫡孫承祖は傳ふることを得ず。大功は世々絶えずといへども。謀叛以上（謀叛。謀大逆。謀叛をいふ）の罪を犯せば。これを沒收す。惡逆以下は收めず。上功以下は八虐の除名を犯せば沒收す。餘の除名を犯せるは。沒收の限にあらず。功田を給すべくして請はず。或は足らずして身亡すれば子孫に給す。下功は子に止まりて孫に及ばず。乙巳の事（皇極天皇四年卽大化元年に蘇我入鹿を誅せし事あり）あるや。藤原鎌足に功田百町を賜ふ。卽大功にして世々絶えず。佐伯古麻呂に三十町六段を賜ふ。卽上功にして三世に傳ふ。壬申の擧（弘文天皇元年の亂なり）功臣數人に功田を賜ふこと。功第に隨ひて各差あり。また律令を撰定し。删修せるに由り。或は唐國に使せるに由りて。功田を賜ふことあり。持統天皇紀に。四年十月乙丑。詔㆓軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻㆒曰。於㆓天豐財重日足姬天皇（齊明天皇をいふ）七年㆒。救㆓百濟㆒之役。汝爲㆓唐軍㆒見㆑虜。洎㆓天命開別天皇（天智天皇をいふ）三年㆒。土師連富杼。氷連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元寶兒四人。思㆔欲奏㆓聞唐人所㆑計。緣㆑無㆓衣糧㆒。憂㆑不㆑能㆑達。於㆑是博麻謂㆓土師富杼等㆒曰。我欲㆔共㆑汝還㆓向本朝㆒。緣㆑無㆓衣糧㆒。俱不㆑能㆑去。願賣㆓我身㆒。以充㆓衣食㆒。富杼等任㆓博麻計㆒。得㆑通㆓天朝㆒。汝獨淹㆓滯他界㆒。於㆑今三十年矣。朕嘉㆓厥尊㆑朝愛㆑國。賣㆑己顯㆑忠故賜㆓務大肆。竝絁五匹緜一十屯。布三十端。稻一千束。水田四町㆒。其水田及㆑至㆓曾孫㆒也。免㆓三族課役㆒。以顯㆓其功㆒とあり。」大日本租稅志に云く。按。文治。建久の間政權未た全く鎌倉府に歸せす。王制尙存す。賴朝を賞するに大功田を以てす。爾後武門有功を賞するに所領恩地を以てして復た功田あるを見す。後醍醐天皇中興不次の恩賞を以て忠勇を勸奬す。畧昔時に同し。然とも遂に其志を果さす。功田の遺制竟に亡ひたり。後鳥羽天皇建久元年十二月十四日宣。前右近衛大將源朝臣若干の朝敵を討し勳功を彰す。其忠勇比類無し。仍て不次の恩賞を授くるに萬町の大功田を以てす。宜く傳世の賜と爲し。永く貽孫の資に充つへし（諸家文書。玉海）。」後醍醐天皇元弘三年五月三日勅。武士以下緇素貴賤其人を論せす。合戰の忠を致す輩に於ては。本所帶等安堵の外。各新に不次の恩賞ある可し。其功子孫に及ひ永代相傳せしむ可し。又戰場に命を墜す者は其子孫。妻。妾竝に親類。郞從等の中何人たりとも其器用を擇ひ。所領を充賜ひ其後を繼かしむ可し（太平記）。

【恩地】は覇府若くは諸家其臣隷に賞與するの地にして。猶古の功田のことし。沙汰未練書に云。代々の奉仕に因て賜ふ所なりと。其之を有する則ち亦所領と稱せり。土御門天皇正治二年十二月二十七日。征夷大將軍源賴朝令。治承。養和以後新恩の地人每に五百町に於ては其餘を召し放ち。無足近仕の輩等に賜ふへし（東鑑）。」四條天皇仁治元年四月二十日。鎌倉府令。恩所領を以て質と爲し。沙汰出來の時半分以上旣に辨を致す者は日數を差して辨償し。彼劵契を糺返すへし。半分に足らさる者は所領を他人に給與す可し（御成敗式目追加）。二年五月二十三日。令。肥後國大町庄は恩地なるを以て賣買す可らす（東鑑）。後嵯峨天皇寬元元年二月二十九日令。恩地は闕所未定の時に其所を望むにおては沙汰に及はす。但闕所を定るの後は制の限に非す（御成敗式目追加）。二年十二月十二日。令。勳功に給する以下の恩地は公事を勤仕すへし（東鑑）。光明天皇（北朝）貞和二年。征夷大將軍足利尊氏令。元弘以後の新恩地の年貢竝に本領足利庄等の年貢三分の一を檢納すへし（諸國文書）。後花園天皇文安元年九月二十六日。足利義勝令。恩地を沽却するは先條の制禁炳焉たり。然りと雖も近代此の如き類に安堵の判を下せし者は更に改動の沙汰に及はす。自今以後は年紀質劵の外永地入流等を停止す。若し猶規矩に背き沽却せは賣買人共に以て其咎あるへし（式目新篇追加）。

【賜田】田制篇に云く。位田。職田。口分田。雜色田の類。別勅を以て給するを賜田といふ。輸租田なり（未授の間は輸地子田なること位田に同じ）。推古天皇の世に。鞍作鳥に水田二町を賜ひ。聖德皇太子に水田一百町を施し。持統天皇の時に音博士續守言等に水田二町を給し。船瀨沙門法鏡に水田三町を賜へる類。枚擧に遑あらず。凡位田。功田。賜田等は。班田のときも改易せずして。本地を賜ふものとす。後世荒廢田。空閑地等を。勅旨を以て院宮諸家に賜ひ。開墾して私田たらしめしことあり。勅旨田の條を參考して知るべし。田令に。凡別勅賜㆑人田者。名㆓賜田㆒。同集解に。古記云。輸租也。穴云。位職田及口分田。雜色田等。別勅指㆑人給耳。」持統天皇紀。六年十二月甲戌賜㆓音博士續守言。薩弘恪。水田人四町㆒。七年正月丙午云々。十年四月戊戌。以㆓追大貳㆒授㆔伊豫國風速郡物部藥。與㆓肥後國皮石郡壬生諸石㆒。竝賜㆓人絁四匹云々。水田四町㆒云々。以慰㆔久苦㆓唐地㆒。五月己酉。以㆓直廣肆㆒授㆓尾張宿禰大隅㆒。竝賜㆓水田四十町㆒とあり。

【諸司公廨田】乘田或は官田を割きて。諸寮諸司の公廨田とす。不輸租田なり。天平寶字元年諸生供給の用に充てむ爲に。大學寮。雅樂寮。陰陽寮に田を給し。武藝を與

さむ爲に。中衛府・衛門府。衛士府。兵衛府に田を給せる類。枚擧に遑あらず。卷五官田の條に擧ぐる所の格文を參觀して知るべし。下に揭ぐる所の勸學田。學校田。射田。馬寮田の類も亦これに同じ。孝謙天皇紀に天平寶字元年八月己亥。勅曰。安レ上治レ民。莫レ善二於禮一。移レ風易レ俗。莫レ善二於樂一。禮樂所レ興。惟在二二寮一。門徒所レ苦但衣與レ食。亦是天文陰陽曆算醫針等學。國家所レ要。竝置二公廨之田一。應レ用二諸生供給一。其大學寮二十町。雅樂寮十町。陰陽寮十町。辛丑。勅曰。治レ國大綱。在二文與一レ武。廢レ一不可。言著二前經一。向來旌レ勅。爲レ勸二文才一。隨二職閑要一。量二置公田一。但至レ備レ武。未レ有二處分一。今故六衛置二射騎田一。每年季冬宜下試二優劣一。以給二越羣一。令上レ興二武藝一。其中衛府三十町。衛門府。左右衛士府。左右兵衛府各十町」とあり。

【勸學田】學業勸奬の爲に大學寮。典藥寮。及勸學院に付して。生徒の食料費用に充てたる田をいふ。不輸租田なり(ケウイクを見よ)。

【學校田】諸國の學校に充置きて。學生の勸奬に供する田をいふ。不輸租田なり。類聚三代格に太政官符。合二條。一請レ加二射田一事云々。一請レ置二學校料田一事。右府學校 六國學生。醫生。算生。有二二百餘人一。雖レ免二徭役一。無二賞勸レ人。請每レ國置二田四町一。二町以賜二明經秀才者一。二町以賜二醫算優長者一。以前得二太宰府解一偁。管內諸國乘田多數。望請置二上件田一。賞以勸レ人者。右大臣宣。奉レ勅宜レ依レ請。天應元年三月八日。」主稅式に凡勘租帳者云々。學校田云々。竝爲二不輸租田一とあり。

【射田】射騎田ともいへり。射藝を勸奬せんが爲に。諸衛府に充て置く田にて。不輸租田なり。孝謙天皇紀に天平勝寶六年十月己卯。仰二畿內七道諸國一令レ置二射田一とあり。

【左右馬寮田】寮中の雜用に充てむ爲に。諸國の墾田等を割置したる公廨田にて。不輸租田なり。類聚三代格に一充二左馬寮一水田二百四十七町五段三百二十四步。大和國二十四町一段百三十五步。攝津國二町。越前國三十五町八段二百九十六步。播磨國一町。信濃國百八十四町五段二百五十三步。陸田十七町一段百八十步。大和國二町五段。山城國十四町六段百八十步。一充二右馬寮一水田二百四十五町五段三百二十四步。大和國二十四町一段百三十五步。信濃國百八十四町五段二百五十三步。越前國三十五町八段二百九十六步。播磨國一町百五十三步。陸田十七町一段百八十步。大和國二町五段。山城國十四町六段百八十步。

【牧田】馬寮の牧馬の秣料に充たる田にて。不輸租なり。類聚國史に淳和天皇天長八年九月丙午。駿河國荒廢田四十町。令二墾開一爲二大野牧田一。」主計式に凡左右馬寮牧田地子除二例用一遺。國司交二易輕物一所レ送。以二彼寮返抄一勘二會抄帳一。主稅式に凡諸國牧馬不レ堪二貢進一者。申レ官賣却。混二雜皮直一。每年出擧。用二其息利一以充二貢馬經レ國之間及牧馬秣料一。但信濃國者。便用二牧田地子一。其皮直送二左右馬寮一。

【飼戶田】馬寮の飼戶(牧馬を飼ふ爲に充てたる戶にて。即馬戶なり。馬寮に分番上下す。これを飼丁蕃丁といふ。馬戶の調は正丁に草二百圍。次丁に百圍。中男に五十圍なり)に班給する田にて。不輸租なり。主稅式に凡勘二租帳一者云々。飼戶田云々。竝爲二不輸租田一。」左右馬寮式に飼戶山城國六烟。大和國四十烟。河內國一百八烟。美濃國三烟。尾張國九烟。右隷二左馬寮一。每年當國計帳進レ官。官先下二民部省一。令レ勘二損益一。乃下レ寮。右京職三烟。山城國五烟。大和國四十九烟。河內國五十一烟。攝津國十六烟。美濃國三烟。右隷二右馬寮一。竝准二上條一。凡飼戶計帳者。國司每年勘造進レ寮。其絕戶田每年賃租送レ官とあり。

【輸地子田】は位田。職田。國造田の未授の間のもの。

【雜色田】次下に揭ぐる所の諸田を通じて。雜色田といふ。類聚國史に。桓武天皇延曆十二年七月辛卯。勅葛野郡百姓口分田。多入二都中一。宜下停二山背國雜色田一。班二給百姓一。其代於二四畿內一置上。又神田以二便郡田一充レ之。但寺田准二舊例一。莫レ充二其代一。

【布薩戒本田】布薩戒(布薩は佛徒居常の式なり。共住。淨住。又清淨の義にて。能く所作を斷じ。煩惱を斷じ。一切不善法を斷するをいふ。戒本は布薩戒を授受する爲に。用ゐる所の經名なり)を授受する爲の料に。官大寺。國分寺等に充て置く所の田にて。不輸租田なり(以下船瀨功德田に至るまでの諸田皆同じ)。孝謙天皇紀に。天平寶字元年閏八月丙寅。勅曰。如聞護二持佛法一。無レ尙二木叉一(解脫の義なり。釋氏要覽に見えたり)。勸二導尸羅一(性善また清涼の義なり。同書に見ゆ)。實在レ施レ禮。是以官大寺別永置二戒本師田十町一。自今已後。每レ爲二布薩一。恒以二此物一。量用二布施一。庶使下怠慢之徒。日厲二其志一。精勤之士。彌進中其行上。宜下告二僧綱一知中朕意上焉(類聚三代格卷十五同)とあり。

【放生田】放生の爲に諸國に充て置く所の田なり。天武天皇紀に。五年八月壬子。詔曰。死刑沒官。三流竝除二一等一。徒罪以下。已發覺未發覺悉赦之。唯既配流。不レ在二赦例一。是日詔二諸國一以放レ生。十一月癸未。詔二近京諸國一而放レ生。

【勅旨田】諸國の空閑地等を。勅旨を以て開墾して公領とするをいふ。卽公墾田なり。又勅旨を以て。荒廢田空閑地等を。後宮皇子或は臣下にも賜ひて。開墾して其の私田たらしめしことあり。後世院宮諸家の莊園と稱するものは。この類の私田と。

テムセ

百姓の私田を買得したるものとなり。平城天皇紀に。大同元年九月戊戌。勅今聞畿內勅旨田或分二用公水一。新得二開發一。或元墾二膝地一。遂換二良田一。加以託二言勅旨一。遂開二私田一。宜下遣レ使勘察上。若王臣家有二此類一亦宜二同檢一。類聚國史に。淳和天皇天長五年十一月丙申。伊勢國員辨郡空閑地一百町爲二勅旨田一。七年二月丙辰。武藏國空閑地二百二十町爲二勅旨田一。又正税一萬束充二開發料一。三月乙酉。遣察使出二攝津國乘稻二萬八千三百束一。充下開二河邊郡勅旨田上料一。五月乙未。長門國外島一處爲二勅旨島一。但其內之公私田地。公驗灼然。不レ在二此例一。

【御巫田】御巫に班給する田なり。聖武天皇紀に。天平九年八月甲寅云々。給二大宮主御巫。座摩御巫。生島御巫。及諸神祝部等爵一。

【采女田】采女肩巾田また采女養田ともいへり。采女に班給する田なり(未授の間は輸地子田なること位田に同じ)。文武天皇紀に慶雲二年四月丙寅。云々。先レ是諸國采女肩巾田依レ令停レ之。至レ是復レ舊焉。采女式。凡采女養田各三町(事見二民部式二)とあり。

【賙急田】諸國に充て置きて。凶荒に窘急する者を賙ふ爲の田なり。主税式上に凡勘二租帳一者云々。賙急田云々。並爲二不輸租田一とあり。

【節婦田】節婦を賞して其の口分の租を免し。或は別に賜へる田なり。聖武天皇紀に天平十四年八月甲戌。令下左右京四畿內七道諸國司等。上中孝子順孫義夫節婦力田之名上とあり。

【職寫田。國寫田】左右京職に於て計帳を造らむが爲に。毎年六月三十日以前。所部の手實を進らしむる日に。其の調錢を貢らしむ。而して六年以上計帳を進らざる戸は。逃走の例に準し帳に除き。其の田地を沒入したるを職寫田と云ふ。諸國に於てもこの例に準じ。計帳不進の戸田を沒して。公用に充つるを國寫田といふ。倶に不輸租田なり。國寫田は國司其の地子を收りて。以て廚料。及國司巡行。班田使經國等の供給に充つ。政事要略に延京格云。應下六年以上不レ進二計帳一戸。准二逃走例一除レ帳收レ地事。右得二右京職解一偁。檢二案內一。或戸經二十餘年一注二年之職寫帳一。即知若不二死亡一。必是逃走。而不レ立二責法一。恒置二職寫一。遂令下姧猾之浪人。爲中冒名之戸口上。緞監之構。莫レ過レ自レ斯。案二戸令一云。戸逃走者。令下五保追訪上。三周不レ獲除レ帳。其地還レ公。戸內口逃者。同戸代輸。六年不レ獲。亦除レ帳。望請六年已上不レ進レ帳之戸。准二戸口逃法一以耕食。然後全收二地子一。又未班之間不レ預二他人一。若致二未進一。隨郎[　]とあり。

【膂力婦女田】膂力婦女に班給する田を云(未授の間は輸地子田なり)。聖武天皇紀に天平七年五月戊寅。勅云々。諸國所貢力婦。自今以後。准二仕丁例一。免二其房徭一。並給二田二町一。以充二養物一。」民部式上に凡諸國所レ貢膂力婦女免二其房徭一。並給二田二町一以充二資粮一とあり。

【惸獨田】惸獨を賑恤する爲に置く所の田なり。嵯峨天皇紀に弘仁三年八月癸丑。勅在二攝津國一惸獨田一百五十町。宜レ令二國司耕種一所レ穫苗子。毎レ年申レ官。待レ被二處分一。然後用之。惸獨田者。故大僧正行基法師爲レ矜二孤獨一所レ置也。」民部式に凡攝津國惸獨田。國司營種。所レ穫苗子。毎年申レ官。待レ有二處分一。然後充用。」主税式に凡勘二租帳一者云々。惸獨田云々。並爲二不輸租田一とあり。

【造船瀨料田】船瀨(「ふなせ」は「ふなすゑ」の約言にて。船居の義なり)とは。緣海の國。隈曲の地に於て。航海する者の風波の難を避けしめむが爲に設けたる碇泊所をいふ。この船瀨を造築補理する料に充たる田を。造船瀨料と云。類聚三代格に太政官符。應レ掌レ修二作大輪田船瀨一事。右得二造船瀨使兵部少丞正六位上菅野朝臣牛足等解一偁。前件船瀨。造作略訖。仍申送者。右大臣宣。宜下廢二使者一付二屬國司一。永預二交替一。相續令レ作。若致二損壞一。拘以二解由一。其收二官私船米一。及役二水脚一等事。隨二損多少一。勘二錄支度一。先申後行。弘仁七年十月二十一日。太政官符。應レ修二造大輪田船瀨石掠並官舍等小破一事。右得二攝津國解一偁。件石掠毎レ起二風波一。頻致二破損一。其功程二十人以下。須二支度申一レ官修造一。而申レ官之後。待レ報之間。少破之物。彌致二大損一。望請每レ年以二船瀨庄田稻二百束已下一。國司加二檢校一永修造。但非常之損。申レ官修造。謹請二官裁一者。右大臣宣。依レ請。仁壽三年十月十一日とあり。

【船瀨功德田】海路の風波を避けしむる爲に。船瀨を作りたる功德を賞して。賜ふ所の田をいふか。或は私田を寄附して。船瀨を造る費用に供ぜるにや。詳ならず。持統天皇紀に七年正月丙午云々。賜二船瀨沙門法鏡水田三町一とあり。

【日置田】日置はヘキともヒキともヒオキとも訓めり。古事記(應神卷)に是大山守命者(土形君。幣岐君。榛原君等之祖)と見え。姓氏錄に日置(ヘキ)朝臣(應神天皇子大山守王之後也)とあり。拾芥抄に日置倉人。日置部あり。和名抄に薩摩國日置(比於木)郡あり。又伊勢國壹志郡日置(比於木)。能登國珠洲郡日置(比岐)。越後國蒲原郡日置(比於木)。但馬國氣多郡日置(比於岐)とあり。又尾張國海部郡。安房國長狹郡。丹波國多紀郡。因幡國氣多郡。出雲國神門郡。周防國佐波郡。長門國大津郡。肥後國玉名郡。薩摩國薩摩郡などに日置といふ地名あり。ヘキ又ヒキは。何なる義に由れるか知り難けれど。かく諸國に日置と稱する地の多きを以て。これを推すに。古

へより日置部の仕奉すべき職掌ありて。國々に居住したりけむを。中古以降其の職は廢せられて。其の名のみ存せるにや。民部式に出雲國にのみ內外日置田を置けるも。蓋其の由ありて。この國に在る氏人などに賜へるにや。或はこの國のみならず。他の國々にも置れしにや詳ならず。又按するに。日置は日調（ヒツキ）。日奉（ヒマツリ）などの如く。氏人の職掌に屬きたる名にて。出雲大社などに其の職掌の存せるあるによりて。この田を置れしにや。民部式上。凡出雲國置二內外日置田二町一とあり。

【國造田】上古の國造は。國々にありて。其の地を管領する職なり。後國々に國司を置かれてよりは。其の統轄を受く大化の改制に。其の職を廢するに至りて。或は其の地の郡領に任ぜるもあり。然れども國內の神事は。なほ國造の職掌として。其の舊稱を存せり。國造田は即この國造に班給する所の田なり。孝德天皇紀に。大化二年正月甲子朔云々。其郡司竝取下國造性識淸廉堪二時務一者上。爲二大領少領一とあり。

【唐人田】歸化の唐人に給授せし田などにや（天長元年に新羅人に口分を授けしことあり）。政事要略に。太政官符民部省。應レ行雜事五箇條事一應下返二進諸國雜田二千三百六十六町九段五十二步一。其地子稻混中合正税上事云々。唐人田信濃國二町四段。俘囚田二十三町四段二百步。上總國八町一段三百二十步。下總國五町二段二百四十步。備後國十町云々。延喜十四年八月八日とあり。

【俘囚田】諸國に配置せる俘囚に給授せる口分田なるべし（弘仁七年に夷俘の歸化せる者に。口分を授けしことあり）。政事要略に。太政官符云々。延喜十四年八月八日（前條に擧ぐ）。

【絕戶田】死亡に因りて戶口の絕たる田をいふ。田令義解に。凡給二園地一者云々。若絕レ戶還レ公（謂依二下條一聽レ賣二園地一。即地主存日賣訖者不レ可二更還一。其戶內所レ貫有二一人存一者。不レ別二親疎一不レ爲二絕戶一也）。」喪葬令義解に。凡身喪戶絕無レ親者（謂戶絕者。戶口皆悉絕盡也。無レ親者是別戶之內。竝無二五等以上親一者也。即雖レ有レ親而非二戶令分財色一者。不レ可二得分一。使三其營二盡功德一。不レ付二四隣五保一也）。所レ有家人奴婢。及宅資。四隣五保共爲二檢校一。財物營二盡功德一。其家人奴婢者放爲二良人一。若亡人存日處分。證驗分明（謂證驗不二相須一也。言雖レ無二證人一。而亡人署記足レ應二檢據一。及雖二署記不一レ在而證人分明者。竝不レ用二此令一）者不レ用二此令一とあり。

【沒官田】戶主罪犯あるに因りて。其の戶田を官に沒入したるをいふ。輸地子田なり。賊盜律に。凡謀反及大逆者皆斬。父子若家人資財。田宅竝沒官。年八十及篤疾者竝免。祖孫兄弟皆配二遠流一。不レ限二籍之同異一。即雖二謀反一。詞理不レ能レ動レ衆。威力不レ足レ率レ人者。亦皆斬。父子竝配二遠流一。資財不レ在二沒限一。其謀大逆者絞。凡緣坐非二同居一者。資財。田宅不レ在二沒限一。雖二同居一非二緣坐一。及緣坐人子應レ免レ流者。各準二分法一留還とあり。

【出家得度田】出家得度したるに因り。其の口分田及位田。賜田の類は公に還す。又は私田といへども。これを傳受する者なきときは官に入る。これを出家得度田といふ。輸地子田なり。僧尼令義解に。凡僧尼不レ得下私蓄二園宅財物一。及興販出息上とあり。

【逃亡除帳口分田】逃亡せるに因りて。除帳したる人の口分田なり。輸地子田とす。戶令義解に。凡戶逃走者令二五保追訪一（謂此五保職掌。故其追訪之人不レ在二折レ徭限一也）。三周不レ獲除レ帳（謂三年之後。至二四年計帳一而除レ帳。即其地者。除帳之年還レ公。不レ待二班田之日一也）。其地還レ公。未還之間。五保及三等以上親均分佃食。租調代輸（謂若无レ地者。不レ可二代輸一。其徭役者。縱有レ地不レ可二代役一。无二其身一故也）。三等以上親謂二同里居住者一戶內口逃者。同戶代輸。六年不レ獲亦除レ帳。地準二上法一とあり。

【神領】は上代の神田にして。神社に寄附する田地を云。德川幕府時代には【朱印地】とも稱せり。是れ其稱謂は異なれとも其の實は同一なり。田制篇云。田地民戶を神社に致し。其の租庸調を以て社用に供ずるものこれを神田といふ。崇神天皇の七年に。天社。國社。神地。神戶を定めしより以來。神田を增し封戶を加へしと屢々國史に見えたり。天社。國社の神税はこれを三分し。一分を供神の料とし。二分を神主に給す。神戶の調庸田租は神宮の造營。供神の用度に充つ。其の税を貯ふるの法は義倉に準じて出擧せず。國司これを檢校す。但伊勢神郡の田租は弘仁十二年に勅ありて。國司をして預らしめず。大神宮司をして檢納のことを掌らしむ（この他神郡の百姓の逃亡口分田の地子は。神税として正税に混合せしめず。神戶の百姓は增益して餘剩あるも。割取することを得しめざる等の特制あり）。神社を造營するには神税を用ひる。神税鈌乏すれば則正税を以てこれに充つ。神田は不輸租田にして。廣埋侵食せるも更に加授せず。又賣買することを禁ず。水旱。蟲霜の災害に因り。諸國の田租を免することあるも。神田はこの例に依らず。」また租税志云。神田邦言ミトシロタ。續日本後紀に御戶代田に作る。田令に云。神田は六年一班の限にあらず。成形圖說に云。神田は圭田を謂ふ。幣代。神代の謂なり。又武藏風土記に廝通利と訓せり。都て祭祀の供御に給する田なり。或は其田を充ること必しも神の位階に相當せず。或は其信仰する所に因て而して厚うす。其の史籍に現るゝもの枚擧に暇あら

テムセ

す。又神封戸とは神を封するに人戸を以てするなり。而して戸有れは必す田有り。神田に神戸。代田の稱有る所以なり。」また同書に。養老以後武家の治となりし時の神領の事を論して神領は古の神田なり。神宮修理祭祀供料の地。及び其の神主禰宜等の領する所。皆概して神領と曰ふ。古は不輸租田なりとす。神田の制頽弛するに隨ひ。之が租賦を課する者あり。源頼朝。北條氏皆特に神祇を崇敬し。屢々令を下して武族の侵掠を禁し。干渉するを得さらしむ。宇佐神領記等に據るに。或は以て不輸租となし。或は以て半不輸となせり。足利氏の時多く半濟の法に從ふ。文祿に至り豐臣秀吉地を檢して全國に及ぶと雖も。神領は獨之を除き。或は更に新地を加へて奉納す。而して是時其租入已に全く神社に屬せり。徳川氏亦概ね舊貫に因襲し。其尊崇する所は特に其領地を豐大にし。時々の祭祀を莊嚴にし以て其の代を終れり」といへり。同く徳川幕府時代神領の制を論して云。幕府神社に領地を付する。必す朱印を以て證と爲す。凡そ將軍繼嗣の際必す舊章に照して以て新朱印を附與す。之を繼目朱印と曰云々。家康軍馬倥傯の間に年を歴て。社領の配附未だ其宜きを得るに遑あらず。故に秀忠。家光二世其遺意を追尋し。以て宜きを得せしむ。是より以後は敢て明に增損せず。概ね三世の遺法を以て一代の法と爲す。唯社領のみに非ざるなり。【寛文中諸社領】高三千五百四十石伊勢皇大神宮。高七千百十四石餘山城石清水神社。高二千五百七十二石同加茂神社。高五千九百九十九石七斗七升大和春日神社。高千七十一石同石上神社。高二千六十石攝津住吉神社。高千石豐前宇佐神社。高八百四十貫文相模鶴岡神社(寛文朱印帳。徳川氏率ね前代の遺法に準據し。皇大廟を首とし。各地の神祇に祭祀料を奉りて神領と爲す各差有り。今之を枚擧すれば頗る煩雜とす。故に其一二を錄して。餘は毎國の總計を揭ると左の如し而して是皆寛文中の提額とす。其季世に至ては間々異同有り今復た之を一々せす)。【同上諸國神領】合高一萬三千六百七十三石一斗山城。合高四萬二千八百三石二斗七升大和。合高二百二十石和泉。合高百四十八石三斗河内。合高二千三百六十石攝津。合高七千四百二十九石三斗伊勢。合高二千三百四十三石六斗餘尾張。合高二千五百十七石五斗餘參河。合高二千八百九十五石餘遠江。合高四千三百四十八石二斗七升餘駿河。合高八百八十三石九斗餘甲斐。合高千百三十石伊豆。合高三百五十一石一斗餘八百六十五貫二百文相模。合高二千六百二十七石武藏。合高二百八十石七斗安房。合高二百九十三石上總。合高千四百十四石下總。合高三千二百四十七石五斗常陸。合高千九十四石三斗餘近江。合高六百五十二石七斗餘美濃。合高二千八百石信濃。合高三百七十六石八斗上野。合高千七百八十石下野。合高千百石陸奥。合高五千五百三十四石餘出羽。合高三百石若狹。合高二百石越前。合高千石加賀。合高三百石越中。合高千三百五十石越後。合高九十石佐渡。合高四十五石丹波。合高六十三石但馬。合高三百石伯耆。合高五千六百石出雲。合高三百六十石餘石見。合高三百五十五石五斗餘播磨。合高千石備前。合高百六十石備中。合高二千石紀伊。合高五百三十石餘讃岐。合高二千石筑前。合高千石豐前。合高百石肥前(寛文朱印帳)。また明治革新以後社寺領の事。社寺領は神佛祭祀の料にして所謂朱印地及び諸藩寄附地等是なり。從來貢租及び諸賦役を蠲免し。或は更に政令の外に措けり。維新後其境内を除くの外悉皆上地せしめ。其舊領の額に應し。遞減祿を給す。是に於て社寺領全く廢す。爾後其地の處分に於て屢々達令あれとも之を畧す」と見ゆ。且田制篇および租税志に上古より近時まで神田。神領寄附の類例を年を追て記載したれど。今はこれを畧す。たゞ寛文朱印帳を擧けたるをのみ抄出し。近代諸國神領高の梗概を示すこと右の如し。此外に競田。易田。營田。不堪佃田。不熟田。損田。荒廢田(氣候不順水旱の害。耕耘の怠惰等にて。營種に堪へざるを不堪佃田といひ。損耗せるを損田といひ。成熟せさるを不熟といひ。荒廢せるを荒廢田といふ。然れとも其の實は一なり)。田品は上田。中田。下田。下々田の四等となし。地子收租の格を定む。上田は穫稻五百束。中田は四百束。下田は三百束。下々田は一百五十束と定め。穫稻の五分一(上田は百束。中田は八十束。以下此割合なり)を地子として輸さしむ。口分田は四等の田を平均して分與し。其租は上田收入五百束を標準となし。二十二束を輸さしむ。右の田圖四至等を記載せしものを民部省圖帳といふ。即御圖張是なり。水帳と書くは非なり。さて口分田を授くるの法は。六年毎に一度班田使を遣はし。公民に班授せしむ。此事は孝徳天皇大化二年より其制を定められし也。また臨時に巡察使を立られ。百姓の消息を察し。水。旱。風。蟲の災等を省せらる。これを校田といふ。淳仁天皇天平寶字四年正月。巡察使を七道に遣し。民俗を觀察し田を校す。桓武天皇延暦十八年八月。使を畿内諸國に遣し田を校すなと。代々此事ありし。以上皇政盛なりし頃の田制の概略なり。」皇綱紐を解き。源頼朝兵馬の權を執るに及て。天下の大勢一變せり。然れとも田制は舊慣に依て別に改革せず。されと班田等の制は疾くに廢絕し。領主たる者公事。段錢等の名を設け。田に課すること始まる。依て人民は田地の段歩を僞り。見作一町あるものを。二三段と稱するなとの弊おこれり。又名田(田地を領する者の名を以て其田地に名けしを名田といふ。これは空

閑の地。或は荒蕪地を占め。開墾して私田となしたる者の名。或はこれを買入れて所有となしたる者の名なり。後に領知する者は更りても。猶舊名を稱する等の類なり)。加納田(諸家の領せる莊園郷保に於て。本免の外に新田。餘田等より。別に租を加納せしむるを加納田と云)。除田(神田。寺田等の不輸租田。また荒廢田などの租税を輸さゞる田にて。近世の除地の如きを除田といふ)等の名稱おこれり。また租税を輸さず。課役等を遁るゝものを。間田。隱田なりといへり。爾後室町氏の頃。群雄諸方に割據し。國各〻その政を異にし。制度大に錯亂し。田畝の制國々同しからざるがことし。また田に高の稱あり。高に貫高。永高。石高の別あり。貫高は鎌倉の末。軍役の定に因ておこり。永高は永樂錢の通用せし以來。年貢辻を永樂錢に積りて。田地の價格を定む。これを永別。永盛といへり。石高は天正。文祿の間田地の等級を別ち。石盛を定めしより始まる。田制篇に豐臣秀吉執政の時。天正十七年より。文祿四年に至る迄の間に。從前貫高を以て稱したる田地を。改めて石高を以て稱し。一段三百六十歩の內。六十歩を除き。三百歩を以て一段とし。其の十段を以て一町とす。是に於て從前一町の地は一町二段となり。一段の地は一段二畝となれり。これを天正の石直しといひ。又文祿の檢地といふ。信濃國飯田水帳に。天正十五年伊賀良莊錢納高と。同十九年松尾領村高とを記したり。因りて町名の伊賀良莊と。松尾領と同じきものに就きて。其の貫高と石高とを比較するに。一貫文の高。一石七斗九升より。二石一斗九升餘に至る。平均して一貫二石の石直しなり。熱田古證文に。拾貫文の米。二十三石六斗とあるは。一貫二石三斗六升に當り。享保十八年酒井家書上寫に。此頃より五百石の辻に(辻とは道路の辻に人の相會する如く。物の集合したるをいふ。米辻。金辻に同じく。總計高なり)現永百貫取之とあるは。一貫五石に當れり。則二十貫百石の法に同じ。かく從前の貫高を廢して。石高に改めたる所以は。當時天下喪亂して爭戰止む時なく。或は本領を失ひて他國に流寓し。他家に隨從する者少からず。之れを浪人衆と稱す。浪人の他家に仕ふるは。其の意多く功を其の國に建てゝ。以て我が本領を復せむとし。或は他國に於ても。舊本領に換ふべき地を得むと欲するにあり。故に領地を與ふべきほどの戰功あるに至るまでは。當分廩米を以て給與す。この廩米を與ふるには。從前分錢を收めたる土地も。當時は大抵兵粮儲蓄の爲めに。籾を以て納めしめしに由り。其の籾穀を給與するに當り。貫高を以て算するより。直ちに石高を以て算するかた。便宜なる故に。俸祿は皆石高を以て定むることになりしなり。武田家にて拾貫といふは。四拾石のことなりといひ。天正十六年豐臣秀吉より。加藤清正に肥後國に於て。十七萬五千石の領知を與へ。同十八年より始めて。德川氏の家人に。采地を給するに。石高を以てせる類なり。かくて天正十八年より石直しのことを行ひしなれど。一時に猝に改むべきことにもあらざれば。土地によりて。或は慶長の初までも。なほ貫高を稱せしがありしなり。この石直しをするに付きては。從前貫高の地の。實際の收穫に隨ひて。其の石高を定めざるを得ず。且つ間田。餘田。隱田などを檢出せむが爲に。檢地のことは起りしなり。この檢地の次を以て。從前の方六尺五寸坪を截ちて。六尺三寸坪とし。一段三百六十歩を減じて三百歩とす。かく改めたる所以は。この頃田地一千歩を以て。一貫の高と定め。六貫の高(六千歩の高なり)より。軍役の馬一匹を出す制あり。これを六貫一匹といふ。千歩一貫の例にて算ふれば。六貫は一町六段二百四十歩(三百六十歩を一段とす。總計六千歩なり)にて。算勘に於て頗る不便なり。三百歩を一段とし。三千歩を一町とすれば。二町にて六千歩。これを六貫とすれば。即二町一匹にて。算勘に便利なるが爲めのみならず。全國町段の積を減じて。町段の數を增すときは。段別に賦課する所の年貢諸役の隨て增加するが爲めなり。この段積歩數の改革は。長束正家の計策に出たるにて。天正十八九年に始りたるとなれど。文祿檢地と稱するは。普く全國に行はむとせしは。文祿元年なればなり。尾張國の檢地は。文祿元年。伊勢國は同三年。大和國は同四年にて。この年の末より。宮部善祥坊。山川玄蕃頭正應。經界の事に委しく。算勘の道に秀でたるに依りて。兩人に命じて諸國の田園。道路を檢査せしむ。上方西國の國々を檢地して。越前國に至りし頃。秀吉逝去(慶長三年八月十八日)せしにより。東北の國々は。檢地のことはなかりしなり」と見えたり。さて元和以後田制また一變し。方六尺を一歩とし。六尺一分の間竿を用ひ。其三百歩を以て一段とす。文祿の制に比すれば。一段の實積又減少す。爾後次第に檢地條例を定め文祿年間までを古檢といひ。元和以降を新檢といふ。古檢は方六尺三寸を歩となし。新檢は方六尺を歩となす。延寶六年伊豆國田方。加茂。那賀。君澤四郡。十八村の檢地をなす。其の條例に間竿は一間六尺一分に定め。煤竹を能く揉め。間繩は其延縮を檢査し。竪横寸尺を打立て。寸を捨て尺までを勘定す可し。畑境の疇は之を除き田中の疇は打入るべし。畑境共疇植の所まで檢地すべし。棚田の疇は總て之れを除き山の尾にある片下りの畑は勾配を考へて檢すへし。漆。桑。楮。茶。蜜柑。柿等は總て段歩の內に打入るべし。田畑に上中下を定むること。其の地面大なるものは四

テムセ

方とも檢査して之を定む可し。土の善惡敷廻り井溝の近所。日當り。山蔭。野端れ。流の末。片下り。北向き。濕氣冷場。水旱損塲等種々の差別ある可し。必しも當作の佳惡に依らす。島畑は率ね一位を下く可し。但將來田と成る可き所。又は廣大なる島畑は地面に隨ふへし。田に屬せる畑畔を掘り五歩七歩の田と爲すは。畑の內に加へ掘田と稱すへし。在來の道溝疇畔等新に廣くする所あらば田畑の內へ打入れ。速に注進すへし。必す曲事申付くへし。」また貞享三年。上野國沼田郡檢地の條例に。間竿は六尺たりと雖も。二間竿一間毎に一分を加へ來るを以て。長さ一丈二尺二分竿を以て檢す可し。勿論一段歩は三百坪たるへし。田畑の位付は。率ね上中下の三等とす。此回は檢査の上。地の善所は上々を一等と爲し。地の惡所は又下々の一等を立て。下々の內一二の位を定め。上々。上中下。下々の五等と爲すへし。畑の漆。桑。楮。茶園等ある所は。其の檢地を除き別に年貢を申付へし。田畑の內に大石大木あり。其他耕作し難き所は檢査の上檢地を除くへし。田畑の石盛位付は。隣村の盛を考へ甲乙なきを要す。山方。野方の村は格別なるを以て其の着意ある可し。尤も用水惡水の懸け引き。旱水損塲藪林の日蔭。日向等までを考へ。位付を致す可し。」また元祿七年。飛驒國檢地條例に。間竿は二間竿たるへし。但一間毎に一分を加へ來るを以て。一丈二尺二分竿を以て檢す可し。一段は三百坪たるへし。檢地は半間までにて尺寸は打つに及ばす。然とも田畑竪横の廣狹に隨ひ。或は平均になす等の分は尺までは用ひ。歩詰は勘定に入るへし。其の歩詰は四釐餘までは之れを捨て。五釐より壹分に入るへし。田畑の位付は概ね上中下の三等とす。此回は檢査の上。特に善き所は上々田。又は繭田。廊田等一等と爲し。其石盛は上より一斗許を加へて之を定め。惡き所は下々田或は山田。砂田。谷田等の等級を立て。下々一斗或は二斗三斗として石盛を下け。之を定む可し。畑は上々畑廊畑。茶畑。下々畑山畑。砂畑。其他適宜等級を立て。石盛は地に應し斟酌あるへし。屋敷は古來上畑に準するを以て石盛を上畑と同ふすへし。屋敷は四方一間を除くへし。其の外は竹木の有無に關せす檢地すへし。但小屋敷又は軒を連る隣屋敷等は斟酌して之を除くへし。田畑の檢地は畑の四邊桑。漆。楮。茶木ありて高に入來る所は。畑歩を除くへし。田畑の石盛位付は。隣村近鄕を照料し。甲乙なきを要すへし。山方。野方の村は差別あるへし。旱水損塲用水懸り日受け等までを考へ。地面の相當適に收穫の五年平均を以て定むへし。畑傍の堀田は本歩の內に入るへし。」また享保十一年。關東所々の新田畑檢地條例に。間竿は六尺一分たるへし。一段は三百坪たるへし。繩は每一間の管繩長さは六十間。或は三十六間の者を用ふへし。繩に延縮あるへきを以て一日三次之を檢すへし。間數の奇零は六寸。一尺二寸。一尺八寸。二尺四寸。三尺六寸。四尺二寸。四尺八寸。五尺四寸とす。此寸尺に足らさるものは之れを捨て。算計の步詰一步は捨て二步は三步に足し。是より上の端步は之に準して捨加し。畝の步に合すへし。新田畑。屋敷林畑の內。上請允許を得て寺社を建る者は除地たるへし。允許を得さる者は檢すへし。廟所は見捨地たるへし。疇際は一尺たる可し。類地も疇際は一尺つゝ之を除くへし。高疇等は適宜之を除くへし。新田畑の位付は其村本田畑の位付に基き。上々の下。中々の下。下々の下。皆一斗劣りに定むへし。漆。茶。桑。楮等あるとも其植物に關せす。土地相當に致すへし。兩毛作。片毛作の地は其差別なく。土地相應の石盛に定むへし」と見えたり。檢地竿六尺に一分を加ふるは。俗に沙搯といふよしにて。一分の優餘を見たるなりとぞ。また田畑の稱に種々あり。繭田。廊田。麥田。見附田。砂田。山田。谷田。棚田。沼田。深田。植田。蒔田。摘田等なり。繭田は繭を仕附る田にて上田にあらず。中國。近江邊に多しといふ。見附田。砂田。山田。谷田なとは。下々田にもならざる惡田ゆゑ。位なしに夫々の名目を附け。段を下けて石盛を附るなり。見附田といふは。惡田の內の見附ものと云ふ意にて。其中少しよき處をいふ。棚田は。山の片岨の段々に畔ありて。坂のやうになる田にて。或は膳田ともいふ。沼田。深田は泥水深き田にて。常陸邊。越後等に多しといふ。植田。蒔田。摘田は田の名目にもあらず。位にもあらず。使用法の違ふ所より稱するものなり。植田は苗代に仕立たる苗を植る田にて。通例の田なり。蒔田は苗にてうゑず。籾種を苗代に蒔くごとく。直ちに蒔附る田なり。摘田は地を搔て植うるを椊などにて。穴を突き。そのあとへ籾種を摘み入るゝをいふ。蒔田。摘田は。東國邊山崎などの惡地に多しといへり。畑にも。桑畑。楮畑。漆畑。茶畑。廊畑。見附畑。砂畑。山畑。野畑。燒畑。切替畑。薙畑。鹿野畑。苅生畑。林畑。萱畑。荻畑。葭畑等の名稱あり。用地に準して知るべし。其の中燒畑は。山の岨の小柴萱草立の處を。柴萱を燒き。一雨を得て灰の濕りたる處へ。蕎麥。粟。稗等を蒔付け。夫食の料に仕立るとなり。之を切替畑とも。薙畑ともいふ。蕎麥は燒畑を宜しとす。ゆゑに信州。上州など蕎麥を名產とす。鹿野畑とは。奧羽邊にて稱する所。苅生畑は甲斐郡內にて唱ふ所にて。共に燒畑とおなし趣のよし。さて德川氏の頃檢地は多く村吏の計らひて事濟み。官より實地に手を下せしことなく。帳簿の上は嚴重なれども。其實は寬なる所ありしといふ。以上近古田制の一斑なり。

明治維新の後。すへて德川氏の遺制に從はれ。元年八月の布達に。諸國稅法其土風を辨せすして。新法を施行するときは。民情に戾るにより。一兩年は姑く舊慣に仍るべし。若し苛法弊習等止むを得さる事故あらば。會計官に稟問して處置すべし」とあり。已にして藩を廢し縣を置き。從來の租法を檢するに。甚錯雜して。七公三民。六公四民。五公五民。四公六民。三公七民等の差異あり。膏腴の地にして輕租なるあり。磽惡の田却て重租を負ふものあり。疎密輕重。其當を得さること多し。是に於て田制を改正し。地劵租法を行ひ。租額を均一にし。人民には土地所有の權を固うせしめ。各自に地劵を附與せらるゝに至れり。六年(三月)地劵發行により。地所の名稱を區別し左の通更正せらる。皇宮地(皇居及び各所の離宮。皇族の邸宅等をいふ)。神地(宗廟山陵。及び官國幣社。府縣社の在る所をいふ)。以上の地所は地劵を發するに及はす。唯其坪數の廣狹を檢し。地方官の帳簿に記載すべし。官廳地(官省使寮司府縣の本廳。及び確定せる支廳裁判所。海陸軍本營分營等を謂ふ)。右地所は地劵を其地方官より其省使へ交付し。府縣廳の分は其坪數を本廳の帳簿に記載す。地租は出すに及はすと雖も。區入費は各地方適宜出金の方法を設くべし。官用地(官省使寮司府縣。一時の用に供する地を謂ふ)。右地所は其本廳より所轄の官省使寮司へ地劵を交付し。府縣に屬するものは其坪數を本廳の帳簿に記載し。地租區入費は總て法の如く出すべし。若し地租を免さゝる可らざるものは。官廳地の部に加ふべし。官有地(各地公園地山林野澤湖沼の類。舊來無稅にして官簿に記載せる地を謂ふ)。右地所は政府の都合。或は人民の願により之を賣買する等。總て大藏省成規に從ふ可し。但地劵を發するに及ばすと雖も。其坪數地方官の帳簿に書載すべし。公有地(野方秣場の類。郡村市坊一般公有の稅地。又は無稅地を謂ふ)。右地所は本廳より其公有せる郡村市の戶長に公有地の證として地劵を交付し。地租區入費は該地の景況に依り收入せしむべし。開墾牧場等の爲め私有地となさんと欲するときは。管廳にて其得失を詳明し。村方故障なければ成規に隨て賣下す可し。但公有地の內自然村方に買入れたる地所は賣買とも村方一統の自由に任すべし。私有地(人民所有の田畑屋敷。其他各種の土地を謂ふ)。右地所は地劵を法の如く授與し。地租區入費とも成規の如く收入すべし。除稅地(市街郡村に屬する埋葬地。制札場。行刑場。道路。堤塘及び郷社寺院の類。當分此の部に入る)。右地所は地劵を發せざるものとなし。其地方廳に於て坪數を檢し其帳簿に記載するのみとす。」同六月八日達。田畑石高の稱を廢し。總て段別を以て換用すべし。」同七月二十八日布告。地租改正の後は田畑の稱を廢し。總て耕地と唱へ。其餘牧場山林原野等の種類は其名目によるべし。」七年十一月七日布告。地所名稱區別左の如く改定す。官有地。第一種。地劵を發せず地租を課せず。區入費を賦せざるを法とす。一皇宮地(皇居。離宮等を謂ふ)。一神地(伊勢神宮山陵官國幣社府縣社及び民有にあらざる社地を謂ふ)。第二種。地劵を發し地租を課せず區入費を賦するを法とす。但府縣所用の地は地劵を發せず。唯帳簿に記入す。一皇族賜邸。一官用地(官院省使寮司府藩縣〔本支〕廳裁判所警視廳陸海軍〔本分〕營其他政府の許可を得たる所用の地を謂ふ)。第三種。地劵を發せす。地租を課せす。區入費を賦せさるを法とす。但人民の願により右地所を貸付する時は。其間借地料及び區入費を賦すへし。一山岳丘陵林藪原野河海湖沼池澤溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有地にあらさる者。一鐵道線路敷地。一電信架線柱敷地。一燈明臺敷地。一各所の舊跡名區。及び公園等民有地にあらさるもの。一人民所有の權理を失せし土地。一民有地にあらさる堂宇敷地。及び墳墓地。一行刑場。第四種。地劵を發せす地租を課せず。區入費を賦するを法とす。一寺院大中小學校說教場病院貧院等民有地にあらさるもの。」區入費を賦するを法とす。一人民各自○民有地。第一種。地劵を發し地租を課し。區入費を賦するを法とす。一人民各自所有の確證ある耕地宅地山林等を謂ふ。但此地賣買は人民各自由に任すと雖。潰し地。開墾等の如き。大に地形を變換するは官の許可を乞ふを法とす。第二種。一人民數人或は一村或は數村所有の確證ある。學校病院郷倉牧場秣場社寺等。官有地にあらさる土地を謂ふ。但此地賣買は其所有者一般の自由に任すと雖。潰し地或は開墾等の如き。大に地形を變換するは。官の許可を乞ふを法とす。第三種。地劵を發して地租區入費を賦せさるを法とす。一官有にあらさる墳墓地等を謂ふ。」此後尙時々の布達はあれとも。今は略しぬ。さてかく官有民有の別を立て。人民は土地代價に從ひ百分の三を官へ輸し。從來の納貢の法を廢し。且古來田地賣買は禁止せし所なるが。人々自立の道を計るを要し。地所永代賣買をも公許せり。十年一月四日詔して地租五厘を減じ。百分の二分五厘となし。同年七月より施行す。又十年十月四日地租改正後は田畑の稱を廢し。總て耕地と唱ふへく布告せし處。自今田畑の稱併用すへし」と布告あり。二十二年地劵を廢し臺帳に登記するの法となす。これ革新後田制變更の概略なり。

古來の田制は或は農民に安全の生活をなさしむる爲め田地を分配し。或は武士。公卿に祿を賜ふの方便。或は租稅を徵集するの法なりし事。併せて段高。石高。檢見。

テムセ

定免（デツメン）。地租。知行。俸祿。國領。散田。健兒田。雜種田等の下を見るべし。明治以後經濟の行政漸進み田野整理局は農商務省の一局となり。土地整理法なるもの出て、土地整理の爲め。耕地所有者の過半數の同意をなし。且つ過半數の面積を所有するときは。政府に請求して其耕地の整理を行ふを許し。其害虫豫防法を設け。郡區又は數町村連合して驅除法を實行し。之か爲めに獎勵法及强制法を設けしむ。

デムセムビヤウ　傳染病。傳染病に種々あり。古來疫癘を最とす。疫癘。また天行疫ともいふ。古昔天行疫あるときは。神を祭り。或は疫鬼を送るなと。民間の習俗なり。文武天皇。慶雲三年。是年天下諸國疫疾。百姓多死。始作ニ土牛大儺一。」續紀考證云。據ニ公事根源一。大寒日立ニ土牛童子像一。儺ニ輿于此一。陰陽式云。土牛童子等像。大寒之日前。夜半時立ニ於諸門一。立春之日前。夜半時乃撤。太政官式云。凡十二月晦日儺者。中務預點ニ親王及大臣已下次侍從已上一。分ニ配諸門一。丞錄舍人大舍人等亦同。また同四年春正月乙亥。因ニ諸國疫一。遣レ使大祓。」此外にかゝる事は極めて多かるべし。梅園日記に云。日次紀事云。凡疫癘。春初多流行。若レ然則民間大人小兒。毎鳴ニ鉦鼓一。而追ニ疫鬼一。或以ニ綠樹條一作ニ小船一。捨ニ郊外一而歸。或以ニ生芻茹生草一。造ニ偶人一。捨ニ野外一而歸。是亦驅レ疫之一術。而唐土造ニ紙船一之類乎云々。」また鹽尻云。甲午（按に正德四年）四五月の比。肥前長崎の湊。疫疾大に流行し。六七月。難波京師に及び。染疫の家々。苦しみ愁ふ。泉南尤甚しく。堺の商家死亡數千人なりし。京にては組を定め。人形作り。夜に入數十人。金鼓にて疫を送る。喧びすく。前代未聞の姿なりし。」また茅窓漫錄云。疫疾を神と崇め祭る事は。和漢ともにあり。此邦は古より殊に甚しく。續日本紀に。光仁帝寶龜四年秋七月癸未。祭ニ疫神於諸國一。同六年八月癸未祭ニ疫神於五畿內一。同八年二月庚戌。遣レ使祭ニ疫神於五畿內一。同九年三月癸酉。又於ニ畿內諸界一祭ニ疫神一。是より以來引續て祭れり。紫野今宮神社は。皆人の知所にて。朝野群載に。正曆五年六月。安ニ置疫神祠船岡山一。寬治中祭。刀禰請ニ和歌於藤原長能一。其辭云「今よりは荒振心ましますな。花の都に社さだめつ」。「白妙の豐幣をとり持て。いはひぞ初る紫の野に」。二首後拾遺集に見ゆ。漢土にては。涌幢小品（卷十九）苻堅死ニ于新平佛寺一。見ニ夢寺主磨訶一曰。改爲ニ吾宮一則已。不則盡殺ニ居者一。果死。疫相繼。因共改レ寺爲レ廟。遂無ニ復疾疫一。正月二日。民競祀以ニ大牢一。號曰ニ苻家神一。是なり。諸神記に。今宮神社は長保三年五月九日。被レ遷ニ坐疫神紫野一。京師衆庶行ニ御靈會一被レ遷ニ此所一。依ニ靈夢之告一也（世諺問答も長保三年五月九日とあり）。されば今の紫野に遷は。苻堅疫神とおなじく夢の告なり。又愛宕郡祇園の社も。備後風土記と簠簋內傳との寓言により。蘇レ民將レ來とする祝文なる事をしらず。中臣祓抄に。貞觀十八年疫神の祟を。六月七日十四日神泉苑に送り。祇園會となるといひ。今にては惡牛頭天王と稱して。今宮も一體の神とせり。午頭天王と稱するは。いづれの比より始しや。應仁。延久の宣命には。祇園天神とあるよし。松岡氏いへり（如是院年代記に正曆五年建ニ祇園大神堂一とあり）。又閑窓瑣談云。何物語とやらいふ書（正德享保年間の實錄にて其時にしるせし寫本なり）に。正德六年の夏。熱を煩ふ病人多く。一ヶ月の中に江武の町々にて死する者八萬餘人に及び。棺をこしらゆる家にても間に合す。酒の空樽を求めて。亡骸を寺院へ葬むるに。墓地に埋む所なければ。宗體に拘らず。火葬ならでは不納といふ。依之荼毘所に送り。火葬せんとすれば。棺桶の數限りもなく積かされて。十日二十日の中には火をかける事ならず。其の到來の順々に荼毘すれば。日數をはるかに經といふ。こゝにおいて貧しき者の亡骸は。如何ともすべきやうなく。町所の長たる人々も。世話行屆かで公廳へ訴へまうせしかば。夫々の御慈悲を賜り。寺院に仰せつけられて。葬がたき亡骸をば回向の後。菰に包みて舟に乘せ。ことごとく品川沖へ流し。水葬になさせられしといふ。按するに正德六年は六月二十二日に改元あつて。享保元年となれり。彼明曆三年の火災に十萬八千人の燒亡は。當時猶言傳へて怖るれど。享保元年の天行病に。數萬人の一時に死亡せしを。後に傳へて言ものなきは。火難と違ひて。書留しものゝ鮮き故なるべし。予生れてより四十餘年來。斯る凶年を知らざることこそ最有難幸ひなりけり。」古昔傳染病のこと。右擧くる所の外。尙ほ多けれど。今一々之れを擧けす。近世醫學の開進するに及んで。其病質を探討し。之れか名稱を付し。遂に【六傳染病】の目あるに至れり。二十一年三月一日に至り。警視廳より警察令第三號左の達あり。

傳染病豫防消毒取締規則左の通相定め。明治二十一年四月一日より施行し。明治十四年（十二月）甲第五十七號布達傳染病者屆規則。同年（六月）甲第三十一號布達。傳染病者轉居屆方は。本則施行當日より廢止す。傳染病豫防消毒取締規則。通則は六種傳染病（虎列刺。腸窒扶斯。赤痢。實布的里亞。發疹窒扶斯。痘瘡）に罹りたるときは速に醫師の診斷を受け。患者全癒又は死亡したるときは其旨を主治醫に通知し。醫師傳染病者を診察したる時は相當の處置を爲し。豫防消毒の方法を其家人に懇示し。所患の病名患者の住所氏名年齡及診斷の日時を詳にしたる診斷書又は口上書を以て。虎列刺病は即刻他の五病は二十四時間內に最寄警察署或は巡査派出所

又は戸長役塲に届出て。患者死亡し又は全癒したるときは同手續に依り届出て。醫師二名以上にして病の診斷を異にするときは各自所見を以て届出へし。病家又は近鄰居住人は病毒傳播の虞あるか又は豫防消毒の方法行屆難き者と認め。避病院へ患者の入院を命せられ。厠圊下水芥溜其他器具等有毒の虞ある者と認め。之に消毒。及ひ患者ありたる近傍の厠圊下水芥溜等の掃除。患者の家族及ひ接近の住居人に交通の遮斷外出の停止又は隔離所に移轉。井戸渫を命せられ又は其飲用を停止せられたるときは之か命に服すへく。患者に用たる臥具衣服什器其他病室内に置きたる物品及ひ看病人の衣服竝病室は。消毒法を行ひたる後に非されは再ひ之を使用し。又は受授賣買するを許さす。患者死體排泄物及病毒附着の疑ある物品の運搬に供したる舁輿船車等亦同し。患者は健康者と室を異にし看病人の外家人と雖も漫りに近くへからす。自宅療養の患者他に移轉するときは。其轉居先を從前所轄の警察署又は巡査派出所に届出へし。患者治癒の後初て他人に面接し又は外出せんとする時は。必す沐浴又は拭淨して。他の衣服若くは消毒を施したる衣服を着用すへし。虎列剌病に就ては避病院に入院せしめ(家族と居間を同くせさる病室。專用すへき看病人。專用の家具什器。消毒法を實施し得る主治醫ある者を除く)。患者の吐瀉物は漏泄の虞なき便器に受け。毎回消毒法を施したる上。壺或は桶に移し置き警察官の指揮を乞ひ。患者の上りたる厠圊は消毒法施行の後にあらされば決して使用すへからす。患者死亡したるときは嚴に消毒法を施し火葬を爲すへし。若し土葬を爲さんとする者は特に定めたる墓地に限り。許可することあるへし。」次に【赤痢病。腸窒扶斯病】患者の瀉下物は漏泄の虞なき便器に受け。毎回消毒法を施すへし。但流行の際にはコレラの例に從はしめ。患者死亡したるときは消毒法を施したる上取片付を爲すへし。」【實布的里亞病】患者竝看病人には兒童を近くを禁し。患者の痰唾及痰唾涕汁に汚染したる手巾紙片綿布等は其の都度消毒法を施したる上燒却すへし。患者の用に供したる一切の物品玩弄品は消毒の後にあらされは他に使用すへからす。【發疹窒扶斯病】亦略ゝ前に同し。【痘瘡病】落痂及患者に觸れたる布片紙片又は落痂等は消毒法を施したる上燒却し。落痂後一週間を經るにあらされは外出を許さす。患者の起臥したる室及其用に供したる一切の物品は。消毒法施行の後にあらされは未痘者を入れ。又は其用に供すへからす。以上の罰則は刑法其の他の法律規則に於て明條あるものは各其本法に從ふ。」十四年(十二月)甲第五十七號布達。傳染病者届規則にて醫師傳染病を診斷するものは。二十四時間内に所轄警察署へ届出て。郡村にありては醫師より戸長役塲若くは衛生委員へ届出て。戸長及衛生委員に於ては速に其届書を所轄警察署へ送付すへし。他醫の施治に係る患者を診斷し萬一傳染病なるときは前醫届出の有無を問ひ。若し無届なれは速に届出の手續をなすへし。醫師二名以上にして其所見を異にするときは各自意見書を以て届出へし。若し傳染病者死亡したるときは二十四時間に全治の者は。三日間内に醫師の届書を得て其患者の家より届出へし。此規則に違背したるものは違警罪を以て罰せらるへし。

六傳染病中。虎列剌に亞いて畏るへきは【腸窒扶斯】なり。今遡りて明治十五年中。内務省衛生局臨時報告第十一號。傳染病中。腸窒扶斯は。虎列剌病の如く急劇の疾に非すと雖。毎年流行の跡を絶たすして。大抵四時連綿し。各地方處として之を發せさること無し。昨十四年中。全國の此疾に罹る者。二萬三千八百五十二人にして。其死亡せし者。五千六百七十九人。死者を患者に例するに。百人に付二十三人八分一厘たり。而して其患者の多きは。九月十月十一月を最と爲す。乃ち九月は患者三千四百九十九人にして。死亡七百五人。十月は患者四千三百五十四人にして。死亡九百四人。十一月は患者三千三百四十四人にして。死亡七百八十八人なり。夫れ虎列剌病の猛烈なる。人皆之を戒愼するを知る。故に其豫防消毒自ら之を忽諸に附するに至らす。且其發するや。假令猖獗を恣にするも。多くは一時に止りて消熄するに及へは。絶て痕跡を見す。腸窒扶斯は人々其病勢の緩慢なるに狃れ。注意を等閑にし。浸淫滋蔓。終に熄絶の期なきに至らしむ。加之此疾に罹る者は。幸にして死亡を免るゝも。身神永く疲憊して。許多の月日を經るも。其業に就くを能はす。是に由りて之を觀れば。災害を公衆に貽すこと。却て虎列剌病の右に出つる者の如し。客歳患者の統計表を以て。各府縣に平均すれは驚くへきの大數に非すと雖も。實地流行したる郡村の景況を審にすれは。其慘毒實に酸鼻に堪へさる者あり。本年一月以來。各地の報道に據るに。仍ほ連綿として斷えす。漸次多きを加へ。未た底止する所を知らさるの勢あり。今全國公衆をして此疾に於て尤豫防消毒の注意を加へしめんことを欲し。此旨報告すと。

【痘瘡】も亦傳染病の一なり。本邦に傳來せしは。殆と一千年前なるへし。當時之に罹る者あれは。專ら神祇に祈禱する等を以て事とし。適當の療治とてはあらざりしなり。和漢三才圖會云。痘痕俗稱二滅茶一。一名偏婆(名義未レ知二其據一)。痘愈後痕微窪也。諸藥以不レ能レ治二其痕一。痘瘡往昔無レ之故内經不レ載レ之。後漢張仲景亦不レ論レ之。

テムセ

魏以來有レ之。而隋巢元方雖レ有二病論一無二藥方一。唐(高宗帝時)孫眞人始出二治方一焉。本朝聖武天皇(天平七年自レ夏至レ冬)痘瘡始流行。(自二筑紫一至二京師一)。夭死者甚多而藤原房前(同)。麻呂(同)。武智麻呂(同)。宇合兄弟四人。係二痘症一薨去。可レ惜之至也。其後又(桓武帝延曆九年。文德帝仁壽三年)流行而中古以來毎レ人患レ之。免者希而不二再病一亦一異也。島嶼山野不レ知レ痘之地亦有レ之。若有下人出二他邦一傳染歸レ家者上。則隔レ山棄レ之待二自愈還來一。蓋恐二其傳染一也。初發熱時有下父母或乳母等夢見中異人上。而見二翁嫗一爲レ吉。壯女爲レ凶僧及士爲レ中。蓋此疫神也。又病中以二所レ好飲食器物一概知二疫神老壯一也。雖レ似二浮說一數試レ之然耳。或書曰。推古天皇三十四年。日本國穀不レ實。故三韓調二進米粟百七十艘一。船比二於浪華一其船中有下三少年憂二疱瘡一者上。一人則老夫添一人則婦女添一人則僧添居。不レ知二孰人一也。國民問二其名一添居者答曰。予等疫神徒司二疱瘡之病一。予等亦元依二此病一死成二疫神一。今着二這人一渡二于此一。傷哉自レ今以後此國人又患レ之。予等好二畠芋一祠レ吾用二畠芋一云郎形沒。此歲國人始憂二疱瘡一(畧文)。聖武以前未曾有之疾。此乃後人附會之說也。今世呼レ痘稱レ芋。其乾者名二畠物一稍濕者名二田物一。皆據レ芋之謂乎。又秦製二文字一有二痘字一其瘡似レ豆也。秦扁鵲方有二三豆湯一曰。能免二天行痘瘡一則秦似二專流行一。疑借二扁鵲之名一後人所レ立方乎。痘字亦後之製矣。夫以痘異二乎尋常病一一生一度厄病。而輕重乃幸不幸耳。原痘論云。小兒初生之時。口含二胎血一咽下至二於腎經一以發レ痘也。一日男女肆レ慾而其火毒遺二於精血之間一。與二歲火一相感動以發レ痘也。以上說皆以二常理一解レ之而已。既聖武以前之人亦慾火不レ可レ不レ動也。平戶島熊野山中之兒亦胎血不レ可レ無レ含也。又有下老人患レ痘者上。胎血慾火之毒何晏發哉。獼猴亦患レ痘其本原不レ可二得曉一也。大概有二日數定格一亦一異也。凡出レ痘始終十二日(輕者不レ拘二日數一重者亦出二於常數外一)。○熱蒸三日。初熱也。大抵與二傷寒一相似。但傷寒從レ表入レ裏只見二一經形症一。痘從レ裏出レ表而五臟之證皆見。頻冷耳涼(腎)呵欠煩悶(肝)。乍涼乍熱手足稍冷多睡(脾)驚悸(心)面躁腮赤咳嗽噴嚏(肺)又觀二耳後一有二紅筋赤縷一。或身熱手指皆熱。惟中指獨冷(男左女右)乃知是痘症也。耳後筋文知二吉凶一。淺紅色爲レ上。深紅宜レ退レ火。紫黑青色者皆不レ治。疑似時以二紅紙燭一照二見皮中一其苗鮮明也。若麻疹則浮二于皮外一肉內無レ根。初熱只一日或二日即見而根窠色白者凶。或吐瀉腹痛戰慄口氣臭出二紫點一者皆凶。○出齊三日。放標也。初三日熱蒸悉退後報痘從二口角顴骨上一兩兩三三成レ對出。而胸前背上皆無。但根窠紅潤頂突碍レ手者吉。○迴漿三日。起脹也。出齊以後漸漸起脹先出者。先起微紅光澤根窠明潤面目漸腫。能食無二雜證一者吉。鼻無レ涕口無レ涎眼無レ涙者大凶。根窠不レ起頭面皮肉紅腫如二瓠瓜之形一者決死。○貫膿三日。灌膿也。根窠紅潤膿漿滿足如二黃蠟色一。二便如レ常飲食不レ減者吉。皮白而薄與二水泡一相似者凶。抓破死。又痘中乾枯全無二活血一。或吐利不レ止二便下血者不レ治。或二便閉目閉聲啞腹脹肌黑者死。○收靨三日。結痂也。色轉如二蒼蠟一二日從二口唇四邊一結レ痂。由二胸腹一收至二兩腿一。然後脚背和額上一齊結レ靨者吉。結痂時發癢抓破無レ膿皮卷如二豆殼一乾者死。徧身臭爛不レ可レ近日中無レ神者死。或寒戰咬牙噤レ口者死。痂落後瘢痕如レ雪白全無二血色一者死。○痘脈。發熱至二起脹時一毒從レ內出レ陽之候也。脈浮大而數者宜。沉細而遲不レ宜。收靨以後毒從レ外解レ陰之候也。脈和緩宜洪數者不レ宜。楊仁齋曰。保元湯爲二元氣虛弱者一所レ立方也。後世治レ痘者多主レ之不レ分二元氣虛實之異一。槩用二於血熱毒變之證一。是爲二以レ實攻レ實豈不レ悞哉。按其症和順者不レ用レ藥而佳。痘瘡用藥明辨詳二于保赤全書。保嬰全書等一。また和訓栞に。豌豆瘡。俗曰二裳瘡一と見えたり。今の疱瘡なり。埦豆瘡も同し。一村流行する裳を曳下るか如し。よて名くるよし。大同類聚方に見ゆ。一說に。家々古へ戶を閉て出ず。父母の喪に居るか如し。よてもがさといふとも云り。又いもがさの略。今もいもと稱せり。忌の義。痘家もはら忌事多くあるをもてなり。東國にてもつかひともいへり。邪祟西土は魏朝に發り。我邦は神龜年中に始る。すべて其躬に生するの病に非ず。疫神は疫鬼の如し。類聚國史にも。仁壽二年皰瘡流行。人民疫死と見えたり。出羽の方言に。痘を疫(ヤク)といひ。疹を小疫(コヤク)といふ云々。主上御皰瘡の時は。山王の猿も必らず痘を病は。一奇事也。後光明院崩御の時。坂本の猿かろき皰瘡したり。新帝御醫藥の時。山王の猿もがき煩ひける。祓なんど調せさせて賜ふ。ほどなく猿は死けり。帝は本復あらせ給ふ。古書に此事見えず云々」と見ゆ。續紀考證(天平七年閏十一月の條)に。外臺秘要方。論二天行發瘡豌豆瘡病源一云。夫表虛裏實。熱毒內盛。攻二於臟腑一。餘氣流二肌肉一。遂於二皮膚毛孔之中一。結成二此瘡一。重者匝二遍其身一。狀如二火瘡一。若根赤頭白則毒輕。若色紫黑則毒重。其瘡形如二豌豆一。亦名二豌豆瘡一。裳瘡。和名抄。皰瘡。唐韻云。皰面瘡也。元融案。皰瘡。即面瘡。面瘡邦訓通といへり。もがさの訓義宜く從ふべし。さて痘瘡をやむ家にて痘神を祭ること。久しき風俗と見えたり。室の一隅に棚をつり。三だわらといふ物をすゑ。其の上に赤き紙にて剪れる幣をたて。供物をあげ。病人の順次に快癒せんことを祈るなり。快方におもむけば。神酒燈明をそなへ。神座は片づけて川流に流すを法となす。地方により少しの相異はあるべけれど。

テムセ

おしなべてかゝる風習にてありしなり。痘神といふことは。耳食錄（清乾隆中撫州の樂宮府字元淑著）といふものに。痘神何神也。姑勿二深考一或曰。居二峨眉山一姐妹三人身着二麻衣一。蓋女仙之流。主二人間痘疹之疾一人呼爲二麻娘々一云。神甚靈驗而嚴二于小節一。病レ痘之家爲レ位奉レ之。言語稍不レ檢衣物稍不レ潔。及誠敬少懈者病者輙作二神言語一呵二譴之一。雖二私隱一無レ不二昭揭一。其甚者痘有レ不レ治。爲レ得二罪於神一也。靈異之跡不レ可二勝紀一。然亦非二妖禍レ人者一。吾鄕陳若洪書兒時以レ痘死。置二於東廂一其母撫而哭レ之。坐二於戶限一倦而假寐。見二三麻衣婦人入一レ室。視レ兒驚曰。向幾レ誤此望都宰也可二放還一。言畢出レ戶去。母驚覺兒已甦矣。後果仕二望都縣令一罷レ官歸今猶在。由レ是觀レ之痘殤者非二盡神之爲一レ政也。其亦數之前定者歟。」と見えたる是なり。又德川氏の頃に在て。痘瘡に係る令達等を擧て。當時の狀を示すへし。正德三癸巳正月十日。疱瘡痲疹患者及看病人等出仕期限之定。一疱瘡痲疹相煩候者御目通へ罷出候面々は。一番湯掛候日より七十五日過罷出可相勤事○右相煩候者御目通へ不罷出罷は。三番湯掛り候以後相勤させ不苦事○右看病斷にて病人に付罷在候者は。病人三番湯掛候以後罷出可相勤事○右看病斷之者も。御目通へ不罷出罷は不及差扣事○水痘煩候者御目通へ罷出候面々は。三番湯掛り候以後罷出可相勤事○右煩候者御目通へ不罷出罷は　一番湯掛候以後相勤させ不苦事○右看病斷にて病人に附罷在候者は。病人一番湯掛候以後罷出可相勤事○右看病斷之者も。御目通へ不罷出罷は不及差扣事○疱瘡。痲疹。水痘病人有之面々。同屋敷の内にても一所に不罷在。棟を隔候て病人一切見不申候はゝ不及差扣事○右煩候面々より獻上物仕候儀。三番湯掛候以後は不苦事○右之通可相心得候以上（大成令）。

【種痘】天保の末年に當り泰西より種痘の法傳來せり。德川氏に於ても。種痘所を江戶和泉橋通に設け。以て種痘を民間に勸たりしにより。稍々痘瘡の慘毒を免れたる者ありしも。當時は人智未だ開けざるを以て。之を忌嫌せし者多し○嘉永二年種痘の事近頃より弘りし事なれど。此頃牛痘をうゆる事京師より行れ。蘭學の醫師專ら是を用ふる事盛に行はる（深川海邊大工町桑田立齋。此術にくはしく世に行れたり）。○安政六己未歲九月和泉橋通りに種痘所を建つ（萬延元年七月十三日種痘を望む者は。下谷種痘所に於て療治を受へきの達。下谷和泉橋通り種痘所の儀。先達て家業の者申合せ取建候處。此度相願右種痘所に於て同業の者集會致し牛痘の種痘致候間。世上望の者共は勝手次第罷越し療治受候樣可致候。右之趣町中へ可觸知もの也○文久元酉年四月。種痘所御取建に付。地所を始め都而新規に御取建に付。夫御手當金御下け。向後御普請其外公儀より被成下候儀は。世上御救助格別御仁惠之御處置に付。右之趣厚相辨市中奇特の者有志の輩は。寄附金銘々支配限り壹人別に不洩樣。取調可申聞事。右被仰含候樣於私共厚き御趣意奉承知候。何れも支配內々取調可申上候得共。當時市中之儀米價諸色高直に付。夫々暮方に被追候時節。志有之迚も出金心底に任兼候類輩等不少間敷哉。寄附金員數之程見留無御座候得共。差當私共取扱方風評等入御聽候而者恐入候。依之取調方見込左に申上候○世上御救助筋雖有儀銘々支配不洩樣申諭。別而地主儀は拘地面小前之者共莫大之御仁惠に付。町々居付地主共へは猶更に申含。支配々取調組々名主共より始末申上候樣可仕哉。但町方御用達御勘定所御用達。其外に而も身分町方人別に入候ものは。町並之通り其居町支配名主より引合可申候。一行事持之場所は最寄世話掛り名主より申諭。前同樣取計可仕候。右取扱方一應奉伺候以上○組々世話掛名主共。種痘所御取建に付。市中奇特之もの有志之輩。寄附金之儀。別紙伺書之通り取計可申候。世上御救筋雖有儀厚申合。愉家持町人は勿論市中不洩樣精々取調可申候事。酉四月。種痘所御取建に付。市中寄附金申談方は拜領地に候共。武家方御用達は相除。町方御勘定所御用達共其支配名主より申談可然。右者館市右衞門殿に而被申含候。酉四月二十日○同年六月觸書下谷和泉橋通於種痘所牛種之種痘致候儀。兼而相觸置候處。兎角種痘に罷越候者人數少之趣。右は全種痘所へ罷越候儀手重に相心得候儀に而も可有之候得共。素より世上爲御救被建置候種痘所之儀に付。其御趣意に不違樣厚相心得。種痘之必應驗有之廉にも。組々名主支配限家主共より篤被申聞。地借店借之者へ右之段精々行渡候樣爲申諭。夏之月無絕間申合。名主共一ト組限り順番に四五人宛差出候樣可致。右は從北御奉行所御差圖申渡候間。其旨可相心得候。前書之通被仰渡奉畏候。爲御請御帳に印形仕置候以上。右之通被仰渡。猶樽御役所にて別段各々方へ厚御談之趣有之候に付。店々之もの迄篤と御趣意之趣申聞置心付。疱瘡不致小兒之ものへは申勸め。早々種痘所へ罷越候樣取扱等閑仕間敷候旨。再應入念御申聞之趣承知仕候。御請書仍如件。酉六月町々家主連列○同年十月二十四日。種痘所の儀以來西洋道學所。右之通唱替相成候間向々へ寄々可被相達置候事○明治二己巳八月二十三日種痘の事（補瘡　官府より厚く御世話爲被在。各最寄の場所心得居り。疱瘡前の小兒出生より七十五日又は百日迄の間。左の種痘所へ願出其方法授り候樣御布告有之（一人分二百文つゝ納め候筈）。美倉橋向（元醫學館の跡なり。扁額散華濟生蔣潭緞侶長祚とありし）。三十間堀一丁目。芝赤羽根。

小石川三百坂。淺草三間町。深川海邊大工町以上六箇所（以上武江年表。嘉永明治年間錄竝町方留帳等に據る）。○同三年四月二十四日。種痘の儀は濟生の良法に候處。僻陬の地に至ては今以不相行屆向も有之趣に付於府藩縣末々迄行屆候樣厚く世話可致事。但施行の法則等取調度向は。大學種痘館へ申出傳習可致事。內務省達乙第二十八號明治八年十月二日。牛痘の儀は傳種久しきを經るに從ひ。自然豫防の効力を減するの處も有之に付。新鮮の牛痘苗每年兩度郵便を以て分與可致候條。管下へ普及候樣取計可申此旨相達候事。但臨時痘苗變性或は缺乏することあらば。其時々當省へ可申出候○內務省布達甲第八號明治九年四月十二日　明治七年十月文部省第二十七號布達種痘規則。別冊之通改正候條此旨布達候事（別冊）。內務省種痘醫規則。第一條。種痘術は免許狀所持する者に非されは之を許さす。但醫術開業免狀所持のもの。竝に醫術を以て官省府縣に服事するものは此限に非す○第二條。種痘醫たらんものは。師家より其術習熟の證書を受け。履歷書を副へて地方廳に願出へし。地方廳に於ては檢閱之上免許狀を與へ。每年兩度（三月。九月）當省へ屆出へし。但從前種痘免狀を得し者は。其履歷竝に免狀を得たる手續を詳記し。地方廳に出して更に免許狀を受くへし○第三條。種痘免許狀は之れを他人に讓るを許さす。故に本人其業を廢するか或は死去するときは速に之を返納すへし○第四條。種痘醫たる者は其術の普及を主とし。且勉めて新鮮有力の痘苗を撰ふへし○第五條。種痘醫は接種後第六七日に於て必す點檢を遂け。善感のものは第一號式種痘濟の證書を與へ。不善感のものは直ちに再種し。或は直ちに再種し難きものは其旨趣を記して與へ置。後日再種を怠るへからさるの旨を懇諭すへし○第六條。種痘醫は每年兩度（一月より六月迄。七月より十二月迄）第二號式の表を製し。區戶長若くは醫務取締に出すへし○第七條。小兒出生七十日より滿一年迄種痘の善期とす。爾後五年或は七年每に必再三接種して天然痘を豫防し。且前効の存否を檢すへし。但近傍に天然痘流行するときは。初種の久暫に關せず必再種し。且其流行の緩急病症の輕重等。速に區戶長若くは醫務取締に屆出つへし（第一號種痘證の式及第二號種痘表及屬籍種痘表を略す）。內務省衞生局報告第一號（明治九年四月二十九日發行）。本年當省甲第八號布達種痘醫規則中。第二條但書に從前とあるは。即明治七年十月文部省の布達以前を指すものなり。誤て今般規則改正以前と見做すものあらんとを恐れ因て報告す○內務省布達甲第十六號明治九年五月十八日。天然痘豫防規則。別紙之通相定候條。其方法細目竝に右に關する資用收集

支給等の儀は。各地方の便宜に從ひ。精々普及候樣可取計。此旨布達候事（別紙內務省天然痘豫防規則）。第一條。小兒初生七十日より滿一年迄の間に必す種痘すへし。若し事故ありて此期に後るゝものは。其次第を醫務取締。若くは區戶長に屆くへし（以下條目略す）○內務省甲第九號（警視廳府縣）。明治十三年（九月）當省乙第三拾六號傳染病豫防心得書附錄として種痘施術心得書左の通追加候條此旨相達候事。明治十八年三月二十四日內務卿伯爵山縣有朋。種痘施術心得書。種痘術を施す者は。種痘の適否接種の方法痘苗採收及貯蓄の法。善感不善感の鑑別。種痘の注意等を詳知せさる可からす。其要左の如し。第一。種痘の適否○第一條。種痘は左に揭くる者には施さゝるを可とす。一。生後七十日を經さる者。二。種痘の爲に一時增進すへき病患ある者。三。丹毒流行の土地に居住する者。四。蔓延性の皮膚病ある者。五。熱性病に罹り居る者○第二條。種痘に適する時期は春（三月。四月。五月）。秋（九月。十月。十一月）。二季を以て最良とす。然れとも四季共に之を施して妨なし。」第二。接種の方法○第三條。種痘を施すは上膊（三稜筋抵止の部位）に於て各三針乃至五針（受痘者の年齡體質等に隨ふ）とし。各針の距離曲尺五分以上にして。痘疱の暈輪互に密接せさる樣注意すべし○第四條。施術に先ち針尖を拭淨し。一時に數人に接種するときは一人每に之を拭淨すへし○第五條。良性なる痘漿を採りて移種するを確實の良法とすれとも。此法を行ふこと能はさるときは。貯蓄の痘苗にして成るへく新鮮なる者を撰ひ用ふへし。但痂皮は用ひさるを可とす。」第三。痘苗接收及貯蓄の法○第六條。痘苗は左に揭くる者より採收すへからす。一。痘疱の成形過度及過大の者。發暈非常に大なる者。疱緣又は暈部に水疱を生する者。痘疱非常に隆起して。澄明の漿液を漏出する者。一種の疑ふへき色例へは紅藍色を呈せるか如き者。但此等の異常痘疱の近傍に在る正疱も亦同し。二。痘漿の血液を混せる者。疱の中央に在る痘漿の腐敗に向んとする者。痘疱の已に化膿に傾きし者。爬搔又は摩擦の爲に痘疱破潰せし者。三。梅毒腺病及ひ皮膚病に罹り居る者。營養不良の者。四。丹毒を併發せる者。經過不整にして不善感の疑ある者（第十四條を參觀すへし）。五。天然痘を經たる者。再三種の者○第七條。痘漿を採るは。通常接種後第八日（二十四時間を以て一日と算す下皆同し）を以て佳とすと雖。時候の寒暖及各人の性質に隨ひ。第七日又は第九日を以て適度とするとあり。痘疱は善感良性の者にして其の含包せる所の漿液は渾濁せす。粘稠露滴の如くなるへし○第八條。痘漿を採るには。痘疱の中心を避て疱面より

テムセ

斜に淺刺し。深く刺して出血せしむへからず○第九條。發痘一顆なる者の痘疱は其の漿液を採るへからす。又數顆あるも其一顆は傷くへからす○第十條。痘苗を貯蓄して接種の用に供せんとするには。硝子板間に貯へて密封し。又は硝子製毛細管に吸入せしめて其兩端を固封し。日光及寒熱の劇度を避け貯ふへし（痘苗の貯蓄法甚宜しきを得るときは。五箇月間充分の効力あり）。」第四。善感。不善感の鑑別○第十一條。種痘の善感。不善感を鑑別するには。左の各項を以て要點と爲す。一。接種後第二日以內に成形を始めしや否。二。痘疱常形にして其大さ及硬さは皮下皮上共に同一なるや否。三。紅暈は常形なるや否。四。經過整然として其時期を誤らさるや否。五。第八日に至りて微熱を發するや。或は然らさるも其他の徵候を呈するや否。六。痂皮は黯褐色又は黑色にして　其厚さ及硬さは常度なるや否○第十二條。種痘善感の徵候は左の經過に就て知るへし。接種後第一日第二日の間は。他の刺傷に異なることなし。施術後針痕の周圍に淡紅色の小暈を發すれとも暫時にして消失す（或は此暈を見さることあり）。第三日には針の痕部に小なる紅點を生し。試に指頭を以て之に觸るれは稍〻隆起せるを覺ゆ（經過緩漫なる者は第四日第五日に至り。始て此紅點を生することあり）。第四日には紅色にして硬く且つ隆起せる圓形。若くば橢圓形の小結節を生す。第五日には結節細小の水泡と爲り其の周圍に狹き紅暈を見る。第六日には水疱稍〻增大し。其邊緣隆起して疱の中央には陷凹を呈し。疱中には稀薄透明にして稍〻帶藍色なる液を充實し。周圍の紅暈稍々增大す。第七日には諸症益〻增進す。第八日には痘疱全く成形す。其大さは豆大にして周圍は焮腫し微しく疼痛あり。疱中の液は倍〻充實し紅暈亦た著しく增大す。此期に當り（或は此以前）微熱を發し或は全く熱候なく。顏面は蒼白色を呈することあり。又腋下に疼痛を覺え水脈腺腫起することあり。第九日には紅暈更に增大し其色澤も亦加る。第十日には疱液化膿して白濁或は黃色の濃稠液と爲り疱の中央稍〻凸隆す。然れとも其形必す扁圓なり。第十二日に至る迄は痘疱其形狀を變するを無く。此日より收斂を始め疱の中央より邊緣に向て次第に乾固し。漸く褐色に變し。周圍の紅暈も亦漸く消退す。爾後黯褐色又は黑色にして堅實なる厚痂を結ひ。初は皮膚に緊着して容易に剝離せす。結痂後八日乃至十日に至り始て剝脫す。其剝脫の後に遺せる瘢痕は圓形又は橢圓形にして淺き凹窩を爲し。其窩內には更に數多の小凹點を呈す。但一回種痘せし者に再三種して感染することあるも。其疱顆小にして七八日間に全く經過するを常とす○第十三條。種痘不善感の諸徵は左の如し。一。接種後第二日以內に成形を始め。常形に達せすして直に廣く蔓延せる炎症を發し皮下に硬きを覺えすして。紅暈は不整形なり。痘疱は速に化膿し其隆起の狀或は半球形或は圓錐形と爲り。乾固すれは黃色にして鬆疎なる痂皮を結ふ（時として第二日後に成形を始る者あれども。其經過總て不整なるを以て自ら善感の者と區別するを得へし。又不善感の者と雖も腋下に疼痛を覺え微熱を發すると無きに非す）。二。接種後第一日に大なる赤色の疱を生し速に漿液を充實し。上皮破れて膿面を呈し或は濕潤せる淡色の痂皮と爲るを見る。三。紅暈速に增大して腫起し或は遂に潰瘍に陷る。四。第八日に至り數疱相合して一大潰瘍と爲り。或は一面の痂皮を結ひ。其潰疱又は痂皮の周圍には廣く赤色を呈す。五。痂皮剝脫の後に遺せる瘢痕は深くして不整を呈し其底面平滑なり」云々とあり。

【痲疹】も亦傳染病の一也。各初は得て知る可らさるも。昔時より流行ありし也。日本紀畧。長德四年七月。天下衆庶煩ニ疱瘡一世號ニ之稻目瘡一。又號ニ赤疱瘡一。又曰く。今年自レ夏至レ冬。疫瘡遍發。六七月間。京師男女死者甚多。下人不レ死。四位已下人妻最甚。謂ニ之赤斑瘡一。始レ自ニ主上一。至ニ于庶人一。上下老少。无レ免ニ此瘡一。只前信濃守佐伯公行不レ患。と見えたり。稻目瘡と名けたるは。蘇我稻目大臣の事を思ひてなるべし。書紀欽明十三年疫氣のおこりし事考ふべし。又敏達十四年。天皇與ニ大連一卒患ニ於瘡一云々。又發レ瘡死者充ニ盈於國一。其患レ瘡者。言ニ身如ニ被レ燒被レ打被レ摧。啼泣而死。老少竊相謂曰。是燒ニ佛像一之罪矣」とあるも。あかもがさにやありけむ。此かさの事。榮花物語浦々の別卷に。今年例のもがさにはあらで。いと赤きかさのこまかなるいできて。老たるわかき。上下わかず。これをやみの丶しりて。やがていたづらになるたぐひもあるべしとあるは。かの長德四年のたぐひのことなり。又峯の月卷にも。ことしは赤もがさといふ物いできて。上中下わかずやみののしるに。はじめのたびやまぬ人の。此たびやむなりけり云々。これは萬壽二年のことなり。はじめの度といへるは。長德四年にてこれより二十七年後也。又布引の瀧卷に。あかもがさいできたること見えて。五十三年にいできたれば。老たるわかきとなく。おやこもわかず。一府にやみければ。おきたる人すくなくぞありけるとあり。此度も人おほくうせたり。これは承曆元年にて。さきの萬壽二年より五十三年にあたれり。赤もがさは。今の世にはしかといふ瘡なり（玉勝間）。此病は三四十年目くらゐに流行す。俗に疱瘡は容貌定め。痲疹は命定めと云り（文久二戌年）。大に痲疹流行せり。其時幕府の布達に此節痲疹流行に付。市中其日稼之もの共。難儀

之趣に付。臨時御救被下候間。可稼當人煩候者勿論。家族之内痲疹相煩。介抱に相掛稼も難相成分者。早々町會所へ可願出。尤出稼當人達者にて。右病人介抱致候者も有之候分者。如何樣共手當可相成事に付。是等之分者相除。可申出候。右之通申渡候間。入念取調。早々行屆候樣。町々名主共へ。竝月行事持場所共。不洩樣可申通。

戊七月〇此節痲疹流行に付。病人食用之靑物。乾物類者不レ及レ申。藥種之内にても。格別直段引上り品有レ之趣相聞。不埒之至候。早々引下け。平常之直段通に賣渡可申候。若觸面之趣不二相用一。高直に賣出候もの於レ有レ之者。急度咎可二申付一候。且右之外。何品に不レ限痲疹に付。直段引上け候品有レ之候はゝ。引下け候樣可レ致候。右之趣。町中不レ洩樣。可二觸知一もの也。戊七月。痲疹は。現今之を發疹窒扶斯と稱す。明治以來。流行せしことありしが。幸にして猖獗を極めたることなし。

【黑死病】。【虎列剌病】コの部參看。

【赤痢】は痢病の血を下す者なり。夏秋の交。河水の流域に沿ふて蔓延す。其の便泌物より傳染するものなり。

【實布的利亞】は小兒に多くして。咽喉に黴菌の蕃殖する者なり。舊時之を馬痺風と稱す。明治三十三年の頃。血精療法を發見し。其の初期に當て之を注射すれば。必ず生命に關することなしと云ふ。

【避病院】明治十年コレラ病流行に付。海軍省は品川に避病院を建つ。十二年内務省は流行地の各府縣に避病院を建設せしめ。同三十二年に至り。各府縣各町村に之を建設せしむ。

【檢疫】明治十年十月内務省乙第九十一號達を以て。コレラ病豫防に付。沿海諸港に於て。内外國船舶の出入取扱方を定む。三十二年二月法律第十九號を以て海港檢疫法を定む。

デムソウ 傳奏は。もと堂上へ事がらを奏聞することなり。德川幕府の頃は。二名の武家傳奏の職を堂上に置かる。武家には高家といふもの公武の間にありて。種々の事がらを武家傳奏方に就て奏聞するなり。貞丈雜記に。傳奏と云は。事を取つぎて天子へ申上るを云也。武家傳奏と云は。武家の用事を取次て申上るを云ふ也」といへるがごとし。

テムチヤウセツ 天長節。聖上の御誕辰を賀する日なり。光仁天皇寶龜六年。九月壬寅勅。十月十三日。是朕生日。每至二此辰一。感慶兼集。宜下令二諸寺僧尼一。每年是日。轉經行道上。海内諸國。竝宜レ斷レ屠。内外百官。賜二酺宴一一日。仍名二此日一爲二天長節一。庶使廻二斯功德一。虔二奉先慈一。以二此慶情一普被二天下一(續日本紀。類聚國史)とあるぞ。此辰を祝賀せらるゝの始なる。續紀考證に。封氏聞見記を引き。太宗以二降誕日一。謂二長孫無忌一曰。今日是朕生日。俗云生日可二喜樂一。以二吾之情一翻感レ思。因泣下。中宗當以二降誕一宴二侍臣貴戚于内庭一。與二學士一聯二句栢梁體詩一。然則國朝以來。此日有二宴會一。玄宗開元十七年。丞相張說遂奏。以二八月五日一爲二千秋節一。百寮有下獻二承露囊一者上。是日御レ樓張レ樂傾レ城。縱觀。天下士庶。皆爲二賞樂一。其後亦改爲二天長節一。されは光仁天皇の聖誕を祝されし其名は。漢土に據り給ふなるへけれど。感慶兼集とのたまひしは。性情の中正を得たる勅旨と申すべし。さて斯の六年十月癸酉。天長大酺二群臣一。獻二翫好酒食一。宴畢賜レ祿有レ差(續紀國史)と見え。同十年十月己酉。當二天長節一。仍宴二群臣一賜レ祿有レ差(同上)とあり。此後この賀辰を擧行せられざりしにや。史どもに絕て見當らず。元治元年四月中。德川氏閣老より京師に奏聞せし。十八箇條の第三條に。御誕辰六月十四日。仕置致間敷事と見えたり。これは孝明天皇の御誕辰をいへるなり。これ殊に賀辰とせしにあらざれども。天朝を尊崇し奉るの意を表せしものなり。明治元年八月二十六日。聖誕日(九月二十二日)を以て天長節と稱し。百官に酺宴を賜ひ。刑を行ふを停めらるる旨を布達せられ。今年よりその當日には。宮中には百官參賀酺を賜ひ。人民は戶ごとに國旗を飄へし。聖節を祝せり。同二年。この祝日には。年穀登らざるを以て。酺饌を減せらる。是日各國公使を延遼館に召して酒饌を賜ふ。同五年天長節には要塞百一發の祝砲。陸軍觀兵式を練兵場に行ひ。主上臨御なし給ふ(後恒例と爲す)。また親王百官を召し。宴を御前に賜ふ。東京府下市中の者へ酒千樽を給ふ。これを六大區に分ちて頒戴せり。同夜より二十七日迄。町々の内俄に車樂(ダシ)を出し。手踊をなし。晝夜町々を引き甚賑ひたり。扨太陽曆頒布により六年七月二十日を以て。御祭日御祝日等。月日相當推歩相成。本月二十四日より改定の通行はるゝ旨を布告せられ。天長節は。以來十一月三日に定められ。今日に於て在京文武官及び有位有勳者は皇城に參賀し。地方にあるものは賀表を奉り。學校は御眞影に奉祝することとなれり。

テムトウ 纏頭は。古にいふかつげもの也。和訓栞にかつげもの。琵琶行に纏頭をよめり。被物の義なり。下學集に。纏頭は遊伎之賄賂也と見えたり。かづけ綿。新六帖下によめり。源氏に綿かづきわたりてと見ゆ。内藏寮より奉る。内侍藏人所東階の上に入て持むかへて。歌頭已下。舞童以上にたまふ云々」といへり。ま

た貞丈雜記に。纏頭と云事古き書に見えたり。纏頭と書てかしらにまとふとよむ也。是は下輩なる人に衣服をぬきてあたふる也。衣服を其者の頭にうちかけてつかはす心にて。纏頭すると云也。尤衣服にあらざる物もその心にて。引出物の事を纏頭といふ事も有り。上輩の人にも等輩の人にも纏頭とはいはず。下輩の者にいふなり」とあり。德川幕府の時。每年正月三日。謠始の式あり。此時能役者觀世大夫に參觀の諸侯より肩衣を脫て與ふ。大夫これを被きて樂屋に入る。これ則ち纏頭なり。それより轉じて酒宴の座にて。酌とりまた藝妓などに金幣を取らするを。纏頭また花などゝいふ。嬉遊笑覽に。はなをやるこれに二義あり。一つは年若き時の風流なるさまをいひ。一つは人に物とらするを云へり。榮華物語(初花)なほ/\しき人のたとひにいふ時の花をかさず心榮にや。大鏡(五)花をおり給ひし君達。續古事談(一)時の花にてありければ云々。時めく人をいふなり。義經記に花をりて出たたせ。堀河百首題狂歌に。讀人不知。「一つ木に二度花をやるものは。秋の櫻のもみぢなりけり」。卜養狂歌集。白蓮を「枝もなくすらり/\ともきあげて。なりもはすはにはなをやり候」。諸艷大鑑。から鮭も朽木に二度花をやる。西鶴織留繻珍の帶。紫皮の足袋にて花をやりしに。溫故集に。尼になりて太秦に住ける頃(かいはらすて)。花をやる。櫻や夢のうきよもの云々。古へ人のもとへ使をやるに。梓木に玉をつけたるを持せて其しるしとせし。これ玉梓の使なり。夫より後も何にまれ人に物贈るには草木の枝付て贈れり。今たゞ金銀などを與ふるをはなといふも。もとは花の枝に付てやりしなり。貞順故實集。勸進能の時。花太刀など遣候事勿論なり。太刀は如常右に持て舞臺へさし向ひ候時。座のもの一人舞臺より下り候て請取候。又花は右手に持候。いづれ舞臺の上にて渡し候事はなく候。太刀花其外何を遣候共かせ者を以て可遣候也。粟田口猿樂記第四日六番はてゝ狂言のほどに。芝居より楓の枝に短册を結びて。棧敷のこすの內へさし入侍り云々。京童。四條芝居の條。舞臺への花の枝は。春にあらずしてをかし。東海道名所記に仕舞柱に贈り遣す花の枝は。舞臺にさしあげて色をあらそひなど見えたり。花の枝に目錄を結つけたるなり。輕口笑(元祿十四年草子)。前巾着よりかね一つ小粒をとり出し。花に出すと申やられければと有は。今の體なり。但し昔は銀玉をやりし事多し。雅筵醉狂集。打レ花市若露。酌レ月辨當霞なと多くみえたり。一日千軒。紙はなの事。遊所にて花を打とて紙を出す。是を紙はなといふ。むかしより有となり云々。半井卜養。「下さるゝ紙もゝとよりよしの紙。はなにえにしのありとおもへば」。古へ引出物。祿物などといふみな贈りものなり。紙をつかはすは目錄の心なり。沙石集に。かへり引出物として。紙に物かきてとらせたるとあり。引出物は馬など貴人へも獻つるとあり。祿は上より下へ賜ふものなり。漢土には纏頭にはな遣すを纏頭助采といへり。板橋雜記などにみえたり。金瓶梅(十一回)。書袋內取兩封賞賜每人三錢。これらの外に又一義あり。色道大鑑。花にたつる。下略して花と計りもいふ。我思ふ女分は差合あるか又は遣女この男に賓事を承引せざるを。女郎と密談して。各別の女郎をはなし置。心ざす女郎に逢事なり。見せ男の心におなじ。是は外へみする女郎なり。又傾城屋の女子を抱るにも。肝煎の者にまよはされて。花たてらるゝといふ名目あり。是はいらさる事にて。常のものしりても益なし(其外鬮取に花あり。又京難波にて買色の揚錢にいひ。又料物を入花など云ふ。いづれも花に出すといふ事より出といはれたり)。

デムトウ　電燈。(デムキトウを見よ)

テムビムボウ　天秤棒は。物を荷ふ棒をいふ。京都の俗にもつこ。或ひは擔ひ棒と云ひ。大阪にてはあふこと云ふ。此名いと古し。和名抄云。朸。聲類云。朸(阿布古)。箋注云。關東俗呼二天秤棒一者是也。」とあり。權衡を天秤と云ふ。物を擔ふ棒も。それと似て兩方に重點を有すれば呼ぶなるべし。和訓栞云。和名抄云々。新撰字鏡には。あほこと訓せり。あげ梓の義なるべし。歌に多く逢期によせたり。あと。おとかよふ例あり。負木(オフコ)の義にや。今の俗。おごといへり。山おごは轆擔。旅おごは驢擔也といへり。平家物語に。竹朸といふことも見へたり。野人天びん棒ともいへり」と見ゆ。東牖子に。古今集俳諧歌を引きて「人こふることをおもにとになひもて。あふこなきこそわびしかりけれ」とあれば。古人は専らあふこと云ひしならん。

デムブ　田舞。小中村氏の音樂史に。古へ田舞と稱する舞有し由。日本紀。續日本紀。令集解等にみえたれど。後世には傳らず。其舞の態を知る由なければ。田樂の濫觴なりや否を詳にせずと云へり。日本紀。天智天皇十年に。五月丁酉朔辛丑。天皇御二西小殿一。皇太子群臣侍レ宴。於レ是再奏二田樂一と見ゆ。集解云。職員令。雅樂寮集解曰。別記曰。田儛師。舞人四人云々。江家次第曰。大嘗會二獻。奏二田舞一。分註云。多治比氏內舍人等。供奉。舞人十人。樂人着二幄座一奏二音樂一。また大嘗會式にも。巳日奏二田舞一とあり。續紀。聖武天皇天平十四年正月壬戌。天皇御二大安殿一。宴二群臣一。酒酣。奏二五節田儛一と見ゆ。三代實錄。貞觀元年十一月十六日丁卯。大

嘗會云々。十九日庚午云々。天皇御二豐樂殿廣廂一。宴二百官一。多治氏奏二田舞一云々とあり。この舞樂。今日に傳はらされば。其名の物に見えたるを抄出するのみ。倚田樂の條及ひマヒの條參看すべし。

テムプラ 天麩羅。按するにてむぷら揚の略なるべし。鰕。あなご。貝のはしらなどを。饂飩粉にて包み。胡麻。あるひは榧の油にてあげたるものにて。貴賤ともに好み食ふ。其由來は詳かならざれども。葡萄牙語なりと云ふ說あり。支那語に油にて炒りたるを顚不稜と書きたる書あり是なりと云ふ說あり。浪華職人歌合に。天ぷら屋と。蒲鉾屋と番ひたれば。京山の說の。文政年間江戸にて始ると云ふ說は附會なること知るべし。ふろくよりの食品なり。又ころもに玉子を交へたるを金ぷらなといへり。東京府下にて。天麩羅店の上等なるは。京橋銀座四丁目なる天金といへるを第一とす。金ぷらは。日本橋木原店にあるを最上となす。【金ぷら】は天ぷらの衣に鷄卵を入れて色黃なるを云ふべけれど。又按するに。油にて煮たる牛蒡を金ぴら牛蒡と云ふが如く。金平淨瑠璃より出でたるの名なるべしと云ふ考もあり。果して然るときは。金ぷらの名の方。天ぷらよりも古きにや。此名稱終に考ふべからす。

テムマ 傳馬。(ダチム。エキバを見よ)

テムマムグウ 天滿宮は。菅相公の靈を祭れる祠號なり。筑前太宰府に鎭祭せしを始とす。それより山城北野を始め。諸國にて祭祠せり。朝廷にても殊に重せらるゝ神祠なるのみならず。犬うつ兒童も。天滿天神といへは。尊き神なることを知らざるはなし。北野緣起に云く。金峰山の日藏上人承平四年八月朔日頓死し。十三日にぞ蘇りける。天滿大自在天神の坐します所より始めて。兜率内院炎魔王宮以下六道を見回るに。天滿天神を大政威德天とぞ申ける。日藏畏て申すやう。日本國土には火雷天神と申て尊とく重んじ奉る事十號世尊の如し云々。天神には種々の論あるなり。【天神】單に天神といふは菅神のみに非す。少彦名命を祀りたるもあり。

【渡唐天神】俗に渡唐天神とて唐風の衣冠を着せる像あり。近衛信基の筆にて一筆書きの像亦多し。或る人の說に。渡唐の天神などあるべき筈なし。梅樹の下に衣冠したる人のあるは林和靖の像なりと。然れども。梅城錄に記す所に據れば。菅公遣唐使に任せらるの後。大臣に任せられたるを以て。唐に往くことなし。公之を憾とす。唐の無準和尚の夢に此事を語ると云へり。今其鎭座のいちじるしき場所のみな下に叙すべし。

筑前太宰府天滿宮。政事要略云。延喜四年二月二十五日。薨二於任所一(年六十一)。其後號二天滿天神一。庶人皆歸レ之。日本史云。年五十九。略記。大鏡。爲二六十一誤。今據二文草一。推二甲子一定レ之。且從二補任一。北野天神御記云。筑紫國四王寺邊に御墓所を點て。其れへ奉送ければ。御車途中にして留りけり。力の及ふ程は牛引かむとしけれども。磐石のことくにして都てうごかず。されば上下諸人不思議の思をなして。そこを點て御墓所と定めける。今安樂寺と申すは是なり。」天神之緣起(弘安撰)云。さて筑前國四王寺のほとりに。御墓所を點しておさめ奉らんとしけるに。御車忽に路中に留て。其牛さらにすゝまず。仍其所を御墳墓とさためられにけり今の安樂寺これ也。」筑前國續風土記云。四王寺址。坂本村の東なる四王寺山の上に寺址あり。坂本より山上まで一里許あり。創立の時代詳ならず。日本後紀。延曆二十年正月癸巳。停二太宰府大野山寺行一。四天王像及堂舍法物等。並遷二便近寺一とあり。又嵯峨天皇弘仁二年二月庚寅。太宰府鼓峯四天王寺に於て。釋迦佛の像を作るとあり(以上日本後紀)。文德實錄に。仁壽三年五月壬寅太宰府に詔して。四王院にして大般若經を讀しめらるとあり。」天滿宮安樂寺草創日記云。安樂寺安行建立。或云二延喜十年一。又云二延喜十九年左大臣藤原仲平建立一。」筑前國續風土記云。天神の御廟地を安樂寺と云。天原山廣院と號す。則菅丞相を葬し處なり。菅公の御社安樂寺の在し所に立し故。後迄天滿宮を安樂寺と云。延喜五年八月十九日。安樂寺に始て菅公の神殿を立らる。」天神記(建久寫本)云。筑前の國四堂のほとりに。御墓所を點しておさめ奉らんとしける時。御車たちまちに道なかにとゞまりて。肥壯多力のつくし牛。ひけともはたらかす。その所をはしめて御墓所とさためて。今の安樂寺とは申なり(緣起荏柄本。北野本。並云二四王寺一。蓋同處異名)。歷代編年集成云。於二太宰府一薨御。春秋五十九。欲レ奉レ葬二三笠郡四堂邊一。御車途中留而不レ動。仍奉レ葬二其處一。安樂寺是也。

北野天滿宮は。御傳記云。延喜五年八月十九日。味酒(マサケ)安行。依二神託一立二神殿一稱曰二天滿大自在天神一。(按和名抄。伊豫國溫泉郡。味酒。萬左介)。北野天滿自在天神宮創建二山城國葛野上林鄕一緣起(天德年撰)云。右天神。最初以下去天慶五年歲次二壬寅一七月十二日上。於二右京七條。二坊十三町一。而相二託多治比奇子(アヤコ)一給。御託宣云。我昔在レ世之時。屢遊二覽右近馬場一。多年城邊閑勝之地。何如二彼場一哉。因レ茲遇二虛橫之過一。被レ左二降鎭西一之後。遠雖レ思二宿報一。中心結レ恨之報。還作二焦レ肝之燼一。既得二天神之號一。有二鎭國

之思一。須三早進二發彼處一。聊結二構我禿倉一。令レ得二潛寄便一者。爲レ畏二託宣一。構二其禿倉一。安二置柴扉之邊一。五箇年之間。雖レ有二祟營一。憚三賤妾之不二重能一。隨二天神御託宣一。久蒙二託宣一。遂不レ勝二堪思一。以下去天曆元年歲次二丁未一六月上。奉レ移二件處一。」倭名類聚鈔云。山城國葛野郡葛野(加度乃)。川島(加八之末)。上林(加無都波也之)。櫟原。高田。下林(之毛都波也之)。拾芥抄(紹巴手寫本)云。一條京極末。號二右近衞馬場一。」年中行事秘抄近代云。大同二年五月四日。帝城北野。開二新埒一。以備二馬射一。(寛和二三馬場改二南北一見レ下)御傳記云。北野社家者說曰。「天慶五年七月十二日。神降二着右京七條坊婢文子(アヤコ)一託曰。我菅丞相之靈也。欲レ居二右近馬場一可レ造二神殿一也。其女賤而不レ能二營作一。奉レ齋二家邊一。」山城名勝志云。天滿宮在二西七條猪隈一。今號二綾負天神一。元亨釋書云。託二右京七條坊婢文子一。欲レ棲二右近馬場一。其女甚賤。不レ能二營構一。纔祠二家側一云々。」諸神社記云。天慶五年。依二御託宣一。天曆元年六月九日。帝都右近馬場之邊。朝日寺。建二聖廟一。今北野宮寺是也。」御傳記云。外記日記曰。一條天皇永延元年八月五日。始行二北野聖廟祭祀一。宣命云。掛卷毛畏支北野仁坐。天滿天神云々。天滿天神之勅號。始起レ此哉。」二十二社註式云。北野社祭。一條院永延元年八月五日。始レ祭預二官幣一。」公事根源云。けふの祭は一條院の御時よりはしめらる。官幣なと祇園におなし。」二十二社註式云。第七十代後冷泉院。永承元年八月四日被レ定。依二五日國忌一(母后)也。」年中行事秘抄云。八月四日北野祭事。元者五日有二官幣一。後冷泉院御時。依レ當二國忌一(母后)。改用二四日一。當時被レ止二彼國忌一。而未レ被レ下下依レ舊可レ用二五日一宣旨上歟可レ尋レ之。但近例四日祭。五日御靈會也。」政事要略云。八月四日。北野天神會事(御靈會付出)。件天神會。雖レ非二官祠之行會之內一。又預二官幣一爰爲レ知二由緣一。載二年中行事一。」雍州府志云。北野宮。村上天皇天曆元年六月九日遷二座北野一。同帝天德三年。九條右丞相造二增屋舍一。附二神寶數品一。三座內東間中將殿。而是菅神之嫡子也。中間菅丞相道眞公。而西間吉祥女。則菅丞相之室也。未レ詳レ爲二何家女子一。一說西園寺家之女也。住二平安城西南吉祥院里一。故爲レ號。人皇七十四代。鳥羽院天仁二年二月二十五日。始行二北野御忌一。爾後爲二流例一。正月四日有二裏白之連歌一。凡連歌之懷紙四枚也。中古執レ筆人。誤脫二片面一不レ記レ之。自レ是爲二流例一存二片白紙一。又別添二一枚一爲二五枚一。依レ之謂二裏白連歌一。二月二十五日忌日。入レ夜獻二菜種御供一。大御供堆盛レ飯。挿二黃菜花於其上一。故稱二菜種御供一。依レ年菜花未レ開。則挿二梅花一。大小供物。不レ知二其數一。官司自二幣殿一對立互轉供。宮司一老二老。侍二立神前簾外一。一老取二右轉之供物一。二老執二左轉之供物一。各備二神前一。凡年中自二正月二十五日一至二臘月二十五日一。於二會所一有二連歌之會一。又每年六月九日。男女先詣二本社一。出二南門外一。又詣二本社一如レ此。九度是謂二九度參一。倭俗詣二神佛一謂レ參。信心交二參彼神一之義乎。是昔日六月九日。斯處依二遷座之儀一也。七月六日。出下所レ在二外陣一之神寶於西間竝幣殿及會所上曝レ之。其間宮司掃二內陣之煤塵一。同七日曉。松梅院主一人入二內々陣一。獻二御手水一。神寶中松風硯筥上置二穀葉一供レ之。爲レ被レ詠二七夕祭之歌一也。又菅原氏。五條。高辻。東坊城三家之息男。十七八歲時詣二神前一。於二幣殿一撰二述文章一篇一自書レ之。供二神前一。是謂二獻策一。自レ茲後稱二秀才一。此時自二右近馬場一。傍二南築地一。則入二南門一。是謂二坊城途一。菅神始現二五條文子宅一。爾後遷二當社一。文子夫末裔代々稱二仁太夫一。勤二神職一。其婦代々稱二文子一。爲二女巫一。松梅院。妙藏院。德松院爲二社司一。其餘目代竝宮司數輩。交勤二神前之役一。神領有二五百石餘一。凡男女詣二此社一時。必以レ石叩二北門一。改曆雜事記曰。人皇八十一代。後深草院建長四年八月十八日。北野社邊火起。社家奔走而鎭レ之。歸レ家時各向二北門一。以二小石一叩レ之。告曰火鎭收也。自レ茲爲二流例一。參詣之男女。雖レ無二其事一必叩レ之。舊記曰。北野社尊祟盛二於村上天皇之時一。仲秋初四從二一條西大宮一。至二右近馬場一。神輿遊行。一條院正曆四年五月二十日。贈二左大臣正一位一。同永延元年八月五日始祭レ之。有二官幣之儀一。第七十代後冷泉院永承元年。改二祭日一爲二八月四日一。五日依二母后國忌一也。同寛弘元年十月二十一日。始有二行幸一。六十八代後一條院萬壽元年十一月二十二日。有二行幸一。使二菅家五位一人捧レ幣。」大阪天滿宮。攝津名所圖會云。天滿宮(天滿にあり。初は當所北の方明星池のほとりにありて。舊地を露秋里といふ)。祭神大自在天神(社說云。むかしは天滿山とて廣き叢林あり。天曆の頃其林に靈光ありて。諸人これを奇異とす。則里人に神託ありて。難波の梅を慕ひてこゝに影向すと告あれば。これを奏して菅神を祭る。天滿の市中繁華となれば。生土神として寛文年中今の地にうつしける。「あすも見ん松に大江に夕かすみ。宗祇」)。夫此地を天滿と號するは。當社鎭座し給ふ故也。社頭の末社は地主の神大將軍祠靈符神。蛭子祠は菅神眞筆の像を安す。神酒を供ずれば御顏紅葉し玉ふ。故に神酒笑姿とも稱す(正月十日群參す)其外紅梅殿老松祠。白太夫。神明。八幡。稻荷。住吉。松尾等の神社あり。近年西の方に巍々たる封疆を築て。草木を植末社を遷すもあり。四時詣人多く。社內の市店觀物。輕口噺。植木屋の鉢植。泉水の金魚。小山屋か料理。月每の廿五日の群參。晝夜道に滿り。鉢流しの神事は。六月二十五日也。朝より御迎船として福島の産子は。みやびやかに船を飾て。一樣の浴

テムマ

衣を着し。櫓拍子揃へて難波橋に到る。又寺島より船印に吹ぬきを飄し。飾人形一樣のゆかた帷子に太鼓を拍て踊り狂ふ。神輿は難波橋より船に移し奉り。警固の役船前後に列し。音樂を奏して。戎島の御旅所へ渡御ありて。當家の神主笛盃を頂戴す。これを拜せんとて數百の樓船川の面に所せく迄竝び。陸には棧敷を打て幕引はへ。金屏立わたして稲麻の如し。諸侯第一には家々の紋の提灯をてらし。船遊びは三絃をならし。歌の聲美はしく。花炮は星降り。昇り龍水の面にかゝやき。市中の車樂。北新地の妓婦の遊物。頓狂狂言限もなくありて。大阪第一の賑也。京師の祇園會。浪華の天滿祭は聞よりも見るが百倍なるべし(秋祭は九月二十五日也。流鏑馬あり)。東京龜戸天神の社は。寛永三年鎭座也。江戸沙子に。當社は寛永年中鳥居信祐上聞に達し。其後上京し叡聞を經て造立あり。社頭宰府の體をうつす。江戸名所圖會云。宰府天滿宮龜戸村にあり。故に龜戸天滿宮とも唱ふ。別當を天原山東安樂寺聖廟院と號す。司務兼宮司大鳥居氏奉祀せり(當社別當は。柳營御連歌の列に加へられ。毎歳正月十一日營中に至り。御連歌百韻興行す)御旅所は當社の南豎川通北松代町四丁目にあり(筑前國榎寺の摸なり。藥師堂あり。八月廿四日祭禮の時神輿を此處に遷しまゐらす)。本社祭神天滿大自在天神。相殿(天穗日命土師宿禰)三座。紅梅殿(本社の前右の方にあり。筑前太宰府より栽す所の飛梅の稚木なり)。老松殿(同左の方に竝ふ。花洛北野の一夜松を栽し植たり)回廊。瑞門(回廊の正面の門をいふ。左右に隨身の木像を置)。御嶽社(本社の右にあり。叡山の座主法坊尊意僧正の靈を勸請す。菅神の師たるによりて是をまつるといふ。卯の日を以て緣日とす。殊さら正月初の卯の日は參詣群集せり)花園社(御手洗の池の右にあり。菅神の北の方竝に御子十四前を相殿とす)。頓宮明神(同所にあり。皆菅神筑紫へ左遷の時。同國榎寺にて夕陽に至けれと。御宿もさたまらす。然に賤の家を求めさせ給ふに。あるしの翁左遷の人にてましませは。御宿はかなふましきよし情なく申けれと。其家の老女は情ある者にて。扉の上に新薦を敷て請したてまつり。糲の飯を松の葉に盛て捧たりしに。志は松の葉に包とのたまひしとある諺を表したり。頓宮とは其老嫗をさしていへり。老犬は繩を以て縛す。いつれも後に青赤の二鬼イてあり)。兵洲遊神祠(同所にあり。菅神逢ひたまふ所の河童をおかめたりといへり。水中守護の神とす)。連歌家(池の西にあり。此處において連歌を興行す。延寶五年丁巳二月十二日。大樹この遊御放鷹の時。此連歌に立よらせ給ひしとて。享保の頃も官府より修理を加へられたり)。裏白連歌會(正月二日連歌家において興行す)。若菜神供(同七日今朝若菜の餅をたてまつれり。すへて元日より此日に至るまで。毎朝宮司社人等神供を奉る)。菜種神事(二月廿五日。菅神の御忌によりて。二十四日通夜連歌興行。二十五日午時に至り。神前において社人等梅の枝を持、梅花の神詠二十八首を披講す。又夜に入て宮司社人松明を照し。榊と幣

テムマ

とな神體とし。本社より心字の池をめくり。橋を越て瑞門より入。社前に松明を積て是を焚く。この祭事は宰府の形をうつす所なりといへり」。雷神祭（四月朔日より七日に至まて之を修行す）。神御衣（四月晦日と九月晦日の夜。御衣をたてまつる）。名越祓（六月二十五日竪川の西。大河口に至りて船中これを修行す）。七夕和歌連歌會（七月七日。これを興行す）。祭禮（隔年八月二十四日修行す。當日竪川通北松代町の御旅所へ神幸。同日歸輿あり。後水尾帝の勅許によりて。神輿供奉の行粧すへて宰府の例式に准へて。尤壯觀たり。別當大島居氏乘車す生子の町々よりも練物車樂等を出して甚にきはへり。翌二十五日に至りて。神詠披講社頭において行ふ）。月見連歌會（九月十三日に興行す）。火燒神事（十一月二十五日に修行す）。年越神事（十二月晦日通夜修行せり）追儺神事（節分の夜修行す。其餘一季の中神事多しといへともこゝに畧す。當社の祭式はすへて宰府の例に准ふか故に。一社の法式あり。尤古雅にして他に異なること多し）。社記云。開祖信祐（菅原善外の苗裔なり）。始筑前太宰府にありし頃。正保三年丙戌一夜菅神の靈示を蒙る。其夢中「十立て<ruby>桑<rt>カフタチ</rt></ruby>ふる梅の稚枝かな」といへる發句を得たり。依て其後飛梅を以て新に神像を造り。是を護持して江戸に下り。彼天滿宮を今の龜戸村に勸請す（初勸請の地は今の宮居より東南の方耕田の中にあり。元宮と稱してかしこにも菅神の叢祠あり）。其後寛文紀元辛丑。台命を蒙り。同年壬寅始て今の地を賜ふ。同三年癸卯宮居を營み心字の池。樓門等すへて社頭の光景宰府の俤を摸せり。依同十一年辛亥。後水尾帝宸翰を灑き。菅神の尊號を下し給ふ。又元祿十年丁丑一社の神事法式等。宰府本宮の例に准すへきむね。同帝の勅許を蒙る）。爾來神威顯赫として靈瑞昭著なり。當社至寶と稱するものは菅神佩せらるゝところの天國の寶劔なり。

東京湯島天滿宮。神領五石上野末。別當北野山喜見院。諸社一覽。太田道灌持資江戸の城にありし時。文明十年云々。城外の北の岬において菅丞相の祠堂を建て。數十頃の美田を寄せ。梅花數百株を栽る。堯惠紀行。しのふの岡の竝に油島といふ所あり。古松はるかにめくりて。しめのうちにむさし野の遠望をかけたるに。寒松の道すから是は北野の御神と聞えしかは。「わすれすは東風吹むかへ都まて。遠くしめのゝ神の梅か香」。堯惠法師の此所へ來りしは。文明十九年の春也。當社建立より十年はかり後の事也。明和八卯年まて凡三百四年に及ふ。當社の地主は戸隱大明神なりと云。末社に戸隱の社あり。風土記。湯島神社。神貢百束三毛四字田。雄略天皇御宇二年癸丑八月。自レ官祭所手力雄神也。こゝを以當社の地主と云なるか故。實をうしなはさるのしるしありかたき事なり。戸隱明神は則ち手力雄尊也。祭日。二月十日。十月十日兩度也。十月十日は當勸請の日也。始は正月十日也。故障の事ありて六十年以來二月に執行す。砥餅。二月十日砥餅とて餅を四角に砥の

ことくたち。神供とし。後氏子家並に祀る。或戸餅也。當社地土戸隱明神故也と云ふ。」此外諸國に鎭祭あり。一々擧るに遑あらず。

デムマルク　丁抹。又た璉馬と書す。歐洲スカンヂナビヤ地方の一王國なり。首府をコッペンハーゲンと云ふ。國人航海の術に長ず。仁孝天皇弘化三年六月。丁抹軍艦浦賀に來る。」孝明天皇文久元年六月。丁抹人横濱に來り。貿易を請ふ。許さず。」十一月丁抹國の使者來て條約を結ばんことを請ふ。之を謝絶す。」慶應二年十二月七日。丁抹の使者來て。假條約を結ばんことを請ふ。之を許す。」三年九月四日。本條約を結ふ。」今上天皇明治三年八月十二日。丁抹國使節シュリス、フレデレッキ、シッキ朝見し。國書を上る。」四年正月三日丁抹公使フチン、ウェックルリン支那（上海）。日本（肥前）の海底に電信線を設け。以て長崎居留地（佐賀藩管内千本より居留地に迄る）に遞せんことを請ふ。是日之を許す。此の線は大北部電信會社の所有なり。明治三十三年七月より。改正條約を實施す。

テムモク　天目。（チャツムを見よ）

テムモクザム　ノ　タタカヒ　天目山之戰。天正十年武田勝賴。織田信長と隙あり。德川氏。北條氏亦織田氏を援く。大擧して勝賴を甲府に擊つ。甲府支ふべからず。眞田昌幸策を獻じて。上州吾妻城に避けしむ。衆乃ち甲府を撤す。昌幸途に領地信州上田に回りて吾妻に會せんと約す。然るに昌幸の居らざるに際し。議變じて吾妻は途遠きを以て。郡內岩殿城に據るべしと云ふ者あり。勝賴之に從ふ。已にして小山田兵衞尉敵に通じ。敵岩殿に迫り。遂に持つべからず。逃れて天目山に入り。武田信勝。土屋惣藏。小山田平左衞門。同彌助等死を決して防ぎ戰ふ。辻彌兵衞亦敵に通じ。山後より砲を放つ。勝賴。信勝等と刺して死す。年三十七。天正十年三月十一日なり。昌幸岩殿の敗を聞て。趨り至るも終に及ばず。武田氏亡ぶ。

テムモムガク　天文學は。亦一科の學術にして。昔時王政の行はるゝ時は。天文博士等の官を置き。盛に此學術を修めしめられたり。今一二の所見を下に抄す。陰陽道昔は一家として兩道を兼たり。しかるに加茂保憲といふ名人。天文道を以て安倍晴明に授け。曆道を息子光榮に讓る。是より兩道にわかるゝなり。それ天文といふは天地變災雲氣非常の怪みある時。其の樣子を見て是は吉瑞是は凶兆と明らむ役也。されば此見立は凡人の及ふべきにあらず。又曆道は年々の曆を沙汰する。是れは算數を以て致す所なり。加茂保憲名譽の達人なれば。我子の光榮に天文をさづけたく思ふらめと。器量及ばさるがゆゑに曆道ばかりをさづけ。弟子の晴

明に大事の天文道をあたへられ侍るは。清明か器量拔群すぐれたるかゆゑ也。まことに保憲我子の愛になぼれて。天文を光榮に讓らば。天下國家の爲ならず。一家の瑕といひ誹りを後代に殘すべきに。正道のはからい後世に恥ずとかや。去程に晴明は古今無雙の神人にて。其子孫泰親などいふも希代の博士にてありし也。此泰親は加茂の社に詣てける折ふし。雷落かゝりたれども何の障りもなし。平家物がたりにもしるしたるごとく。奇妙を顯はしたり。しかるに元祖保憲が眼力は明哲なるものなり。曆道は光榮のながれにて今にあれども。さだかに人しらず。安倍の家筋をば土御門と號して今に天文道を掌り給ひて。風雲氣色を奏聞あるとかや。晴明より十七代の後。有俗卿より土御門と申す稱號をこり從三位に叙し。はじめて昇殿ありて今泰連朝臣にいたつて七代なり。二位にも成給ふ御家とかや(官位訓)。職員令陰陽寮に天文博士一人。掌下候二天文氣色一。有レ異密封及教中天文生等上。天文生十人。掌レ習レ候二天文氣色一とあるは。星辰の纏度日月の運行等のみならず。支那舊風の如く。天文の異あれば其事を記して內覽を經。至尊の儆戒と爲給ひしと見えたり。其始は亦推古紀十年。冬十月。百濟僧觀勒來之。仍貢二曆本及天文地理書。并遁甲方術之書一。(中略)高聰學二天文遁甲一是より其後傳へ學ふ者も多かりしにや。同天武紀に天渟中原瀛眞人天皇(中略)。及レ壯雄拔神武能二天文遁甲一とありて。天皇此學を好み給ふ故にや。即位の四年。春正月丙午朔。庚戌始興二占星臺一の文あり。それより後。著名の者少しといへども。其學に從事する者はありしこと。令の文にて知るへし。殊に藤原並藤。尤其術を得たりと稱す。文德實錄(五)仁壽二年五月壬寅授二從五位上藤原並藤正五位下一(中略)。並藤善二陰陽推步之學一。明曉二天文風星一と。是陰陽頭の著はれたる者なり。其後賀茂忠行。同子保憲。これを能す。而して保憲曆學を其子光榮に傳へ。天文學を弟子安倍晴明に傳ふ。晴明天文博士に任し大に名あり(系圖並大鏡職原抄)。其後鳥羽院天皇。此道に明に(台記)。保元。平治の頃藤原通憲これを能することあれど(平治物語)。其後は遂に其學を襲く者なく。後世は尋常の天文星緯學。曆學と與に與れり(文藝類纂)。天文臺は。延享元年神田に築けるを以て始とす。將軍吉宗紀伊邸にありて。未幕府の後を承けさるに夙く心を天文曆算の術に用ひ。其既に嗣となるに及ひて。建部彥次郎を召し。親しく曆學を問ひ。良工加藤某を紀伊より招きて。大渾天儀を製せしむ。享保三年自測午儀を製して。これを吹上苑中に設け。又西川如見。天文曆學に精しきを以て。之を肥前の長崎より召し。其著書を獻せしむ。是歲始めて新臺を外神田に建て。自製する所の簡天儀を置く。三年貞享曆の差違あるを以て。如見の子忠次郎に命して。補曆の事を幹せしむ。貞享曆は即ち安井算哲の勘考する所なり。算哲素圍碁を以て碁所に勤仕す。性算數に精し。因りて宣明曆の日行と符せざるを推算し。新に製造する所あり。遂に改曆を頒布せしむるに至れり。是に於て其歲天文方に任せられ。澁川氏と改む。此補曆は吉宗位を去りて後五年。寬延二年始めて成れり。吾邦古より世々曆數を掌る者を土御門氏とす。因りて此曆を從三位安倍泰邦に付して。其校正を請ふ。泰邦更に寶曆三年の冬至を以て。立表測量推步規式を行ふ。忠次郎及澁川圖書共に京師に上りて。其事に參し。明年遂に寶曆甲戌曆を造りてこれを頒つ。幾も無く天文臺廢して澁川。西川及吉田の三家此事を掌る。明和二年吉田四郎更に新曆調所を牛込に建て。天文郎と云ふ。其後十八年を歷て。天明二年これを淺草に移し。再天文臺を築く。寬政九年の改曆及天保十四年の新曆。皆其臺の勘する所なり(教育史略)。

【天文方】官制沿革略史に云く。天文方は。天文。曆術。測量。地誌の四課に分ち。又西洋書飜譯等の事を掌る。貞享元年十二月。碁師保井算哲(後澁川春海と改む)を以て。此役に充しを始とす(常憲院實記)。後吉田。澁川。山路等四五員に及び。世職となる。初め寺社奉行に屬し。後若年寄に隷す。貞享四年十二月。職祿百五十俵を給す。天文改方(職祿十二俵)。下役。出役等あり。初め吉宗將軍意を天文曆算に用ひ。大渾天儀を作らしむ。天文臺を神田佐久間町に設立したりしが。寶曆中廢せり。天明二年五月。更に淺草片町に司天臺を設け。天保十三年。飯田町九坂段上にも亦置けり。城中吹上の庭中にも。文化中設立の天文臺ありて。奧向の職員より之を管掌す(常憲院實記。有德院實記。官中秘策。明良帶錄)。さて又明治革新に至りては。天文學の如きも。亦泰西學者の傳ふる所となれり。又政府は曏さに氣象臺(內務省所屬)を竹橋內に設け。以て天文氣色を候ひ。日々天氣豫報を揭け風雨の警戒を示さる。なほ氣象臺の條を見るべし。

デムワ 電話は。明治十年中東京橫濱間に開きしを始めとす。橫井時冬の商業史にいふ。歐米に於て商業上グラハム、ベルの電話機を使用するや。間もなく我邦に傳りしかば(電話は千八百三十一年ホイートストンが音樂器の發響板により。一方に於ける音響は他方に傳響することを考へいだしゝとはいへ。全く電氣を電話に應用せしは。北米合衆國マッサチユーセットに於て。千八百三十七年七月ドクドル、ページが電氣磁石によりてこれを試驗せしよりの事にて。其後レイスも亦研究せしかど商業上の機關として。今日の如く便利を與へ始めしは。千八百七十

七年グラハム、ベルの力なりき)。まづ明治十年十一月東京。横濱間においてこれを試み。通話自在なりしを以て。明くる十二月より諸官廳の間にこれを使用し。大に其利便を感ぜしといふ。其後東京。大阪に電話交換所を創設せんことを計畫せしも。其費用支辨の道なかりし爲。只東京諸官廳の官用のみに供せしが。其間に充分試驗を施し。機械線條の改良も成熟せしかば。二十一年東京。熱海間においてこれを試驗し。成績良好なりしにより。更に靜岡まで延長し。二十二年又これを大阪に及ぼし試驗せしに。いよ〳〵支障なきことを證明せり。これよりさき電話を民業に委するの議ありたるも其不可なるを悟り。ついにこの年(二十二年)。電信條例の範圍內にて政府事業としてなすことに決したり。當時既に必要の度愈加はり。又費用支辨の道を得たるを以て。二十三年十二月東京。横濱市內に【官設電話交換局】を開設せらる。其後二十六年三月大阪。神戸兩市に。三十年五月京都市に開設せられ。明くる三十一年堺市(七月)。名古屋市(十月)に開設せらる。さて又今は東京。大阪間の如き長距離の電話をもなすことを得て其需要益す增加せり」とあり。電話の需要が供給に超ゆるより。電話賣買行はれ。これが仲買人を出すに至りたり。又同三十年の頃より。電話加入者の電話を以て電信發送を依賴することを得せしめたり。

【電話通信】遞信史要に云く。電話通信に關しては。日本語たると外國語たるとに於て固より制限を設くへきものにあらさるか如し。然れとも現行制度に於ては。電話者か電話交換局に對話者の番號を通するときは。國語を用ふへく(二十三年遞信省告知電話交換加入者心得書)。又電話機に依り送受する電報は。和文のみに限るとせり(二十三年遞信省令第二十二號)。蓋し實際其需要甚た少なく。而して之か爲めに外國語を解し得へき取扱員を特に要するを以てなり。」電話の交換は唯り加入者相互のみに止まらす。加入者以外の者との交換亦多少之なきにあらす。而して前者は電話使用料を以て其料金に充て。後者は電話料を納付すへきものとす。然れとも加入者か電話使用料を以て料金に充て得るは。唯其同一市內に於て通話する場合に限れるを以て。其兩市の間に涉り若くは電話所に到り通話するときは。加入者以外の者と等しく。規定の電話料を徵收せらるゝものとす。而して其電話たる兩市の間に涉るものと一市內に止まるものとは大に其額を異にす。

【電話料】遞信史要に云く。電話の料金に關しては。明治二十三年四月發布の電話交換規則に於て。電話交換局ある市町外の地に電話器を設置するものは。電話使用料の外尙ほ其市町の境界を距る三里迄每に。一箇年料金三圓。又一人にして同一の家屋又は地所內に於て。同一の回線中に二個以上の電話器を設置するものは。一個を除き其他一個每に。一箇年料金八圓を加徵すへしとし。二十三年十一月同第二十二號を以て。右と同一の回線中に。電話器の外別に電鈴を設置するものは。亦電話使用料の外。一個每に一箇年料金八十錢を加徵すへしとせり。而して加入者の納付すへき電話使用料は。初め該事業を東京。横濱兩地に實施するに當りては。東京市內は一箇所年額四十圓(二十三年遞信省令第八號及同年同第十號)。横濱市內は同三十五圓と定めたりしか。其後大阪。神戸の兩地に之を實施するに及び。其使用料は孰も横濱市內と同額にし(二十五年遞信省令第九號)。同時に東京市內も亦之と同額に改正せり(二十五年遞信省令第十號)。而して京都に於ける電話使用料も之に異ならす(二十九年遞信省令第十二號)。又加入者外の通話者より納付すへき電話料は。各市內共に一通信時即ち五分間每に五錢の割合を以て徵收し。市外通信即ち東京。横濱間。大阪。神戸若くは大阪。京都間。大阪。堺。神戸。堺若くは京都。堺間の通信に對しては。一通信時十五錢の割合を以て徵收するとし(二十三年遞信省令第八號。第十三號及第十四號。二十五年同第九號。二十九年同第十二號。三十年同第二十三號)。京都。神戸間に限りて之を二十錢とせり(二十九年遞信省第十二號)。

【電話の技術】遞信史要に云く。明治十年十一月。米國よりアレキサンドル、グラハム、ベルの發明に係る電話機を輸入し。之を東京。横濱間に試用し。尋て工部。宮內の兩省間に二條の電線を架設し。之に該機を裝置し。通話の用に供したり。是を本邦電話機使用の濫觴とす。爾後諸官衙に於て事務用の通話に之を使用し。大に其利便を知らるゝに至れり。是に於て東京。大阪の如き繁華なる都市に。電話交換の事業を開始せんとを計畫したりと雖も。時期未た熟せさるものあるを以て。之を實行する能はさりき。爾來專ら其準備に盡力し。以て之か實施を企圖したり。二十年十一月。東京。靜岡間へ內國製の十二番硬銅線を既設の電柱に添架し。電話通信を試みんと欲し。東京。熱海間に於て之か試驗を爲せしに。成績良好なるを以て。二十二年一月。試に兩地の間に電話通信を開始し。同年十二月に至り之を廢止せり。此試設たるや。畢竟電話交換の利便を公衆に知悉せしめんとするの趣旨に外ならさりき。二十一年十二月。加賀國金澤より金石へ十七番硅銅線を架設し。之に電話機を裝置し。始て公衆電報送受の用に供したり。是より先き電話交換の事業は。之を官設と

テムワ

爲すの利を說き。或は之を民設に委するの便を唱へて。議一定せす。是時に方りて。東京豪商等相謀り。電話會社なるものを設立せんことを企て。人を歐米へ派遣し。調査せしむる所ありたりと雖も。電話事業は政府の專掌すへきものたるに決し。其設備成れるを以て。二十三年十二月。始て東京。橫濱の兩市に電話交換局を開設し。二十六年三月。大阪。神戶兩市に亦之を開設せり。爾來日猶ほ淺きを以て。技術に關する沿革事項多からずと雖も。將來事業の擴張に伴ひ。改良を要すへき點尠少ならさるへし。今玆に其沿革の要點を擧くれは。概ね左の如し。【電話線】本邦電信創業以來其線は多く鐵線を用ひ。外國より其材料の輸入を仰きしか。電話線は銅線を善とするを以て。歐米諸國に於ては專ら其製法を硏究し。大に實用の途を開きたるに因り。我國に於ても內國產の原料を以て硬銅線を製造し。明治二十年始て之を試驗したるに。其結果良好なるを以て。十二番硬銅線を製し。工務局と東京電信學校間。及東京。熱海間に試設し。二十一年に至り電話に試用したるに。大に好果を收むるを得たり。越て二十二年熱海より靜岡に之を延長し。尙ほ之を大阪に伸張して其使用を試みたるに。良好なる結果を呈せり。爾後製法年を逐ひて熟達し。廣く實用に供するに至れり。二十三年東京。橫濱兩市に電話交換事業を開始するに當り。電線は內國製造に係る銅線を使用せり。卽ち市內は十八番の硬銅線を用ひ。東京。橫濱兩市を接續せる電線は十二番の硬銅線を使用せり。後十八番硬銅線は切斷し易きの虞あるを以て。二十五年頃より市內線は十七番硬銅線を用ひたり。而して電話交換加入者の增加するに伴ひ。架設の線條倍〻增加し。市街錯綜の場所に於ては。多くの線條を架渉すること困難なるに因り。斯る場所には二十四年頃より始て架空ケーブルを使用せり。蓋し歐米諸國に在りては。屋上を利用し電線を架渉し得るの便ありと雖も。本邦に於ては家屋の構造を異にせるを以て。屋上を利用して電線を架渉すること能はす。必す街路に沿ひて建柱せさるへからさるの不便あるを免れす。又加入者家宅內引込に要する線條は。從來護謨線を用ひしか。二十四年頃よりパラヒン線を併用して不廉なる護謨線に代用せり。」電話線に於ける誘導電氣減殺の方法として。明治十八年五月始て汐止電信局構內に電話線四條を架設し往復二線を處々にて交叉し。之を試驗したるに。頗る良好なる結果を得。爾後東京。熱海間に電話通信を試用するに當りても。亦同一方法を用ひて。好結果を奏したるを以て。東京。橫濱兩市に電話交換を開始するに及ひ。兩市の接續線は往復二線を架し。處々に交叉を施設せり。」【腕木】電柱に附設する腕木は。從來電信線に在りては。多く二線架渉用のものを使用したりしか。電話交換は加入者の增加すると共に。數多の電線を架渉せさるへからざるを以て。線條の多寡に應し。二線用四線用乃至十二線用を施設せり。爾後線條の增架するに從ひ。猶不足を感するに因り。二十五年の頃に至り。鍊鐵の角鐵を用ひて腕鐵を製し。多くの線條を架設するの場所に之を使用せり。又數線を支持する腕木に在りては。其相互の間隙を完全に保たしめんか爲め。腕木用押金物なるものを使用せり。」【碍子】碍子は本邦製造のものを用ひ。其品質電信用のものと同一なり。唯電話交換に使用するものは。其形の小なるに過きす。蓋し使用の場所に因り。或は鼓形碍子。逆形碍子。若くは交叉用碍子等の如き。特殊のものを使用せり。」【電話機】本邦電話機に關する技術發達の歷史を通觀するに。假に之を分ちて二期と爲すことを得へし。其第一期は。明治十年始て本邦へ電話機の輸入ありし以來。同二十二年。卽ち電話交換開始の前年に至る間にして。之を摸倣期と爲す。其第二期は卽ち其以後に屬する者にして。之を改良期と爲す。第一期に在りては。其需用尠なく。隨て之に關する技術も亦幼稚なりしを以て。專ら舶來品の摸造にのみ意を用ひ。之に關する改良等は甚た鮮少なりしと雖も。第二期に至り。電話交換事業の開始せらるゝや。其需用數頓に增加すると共に。必要上其技術に著しき發達を顯はし。或は實地使用上の便否を考量し。或は實驗硏究の結果に因り。理論上及實際上舊來の面目を一新するに至れり。」第一期。電話機の始て本邦に渡來せしは。明治十年。則ち米人アレキサンドル、グラハム、ベルの始て實用に堪ふへき電話機を發明せし翌年にして。本邦に於て之を製造したるは。明治十一年六月工部省電信局製造場に於て摸造したるを以て始とす。當時之を實用に供したるは。僅々二三に過きさりしか。十四年より十六年に至り。東京。大阪の諸官衙に在りて之を使用せしより。漸く廣く世に行はれんとするの兆を呈し。十六年八月エヂソン氏のカーボンテレフォンを摸造し。較〻好結果を得るに及ひ。續々此種の電話機を製造して之を實用に供するに及へり。然れとも該電話機は。其送話機の調度時々變化するのみならす。轉換器に完全ならさる處ありて。動もすれは不通を醸すの虞あるを以て。其改良に種々の硏究を積みたる後。十八年十二月に至り。一種新形の電話機を製出せり。是れ則ちブレーキ送話器。エヂソン送話器を折衷したるものにして。エヂソン、ブレーキ電話機。又は巾着形電話機と稱せしもの是なり。但しエヂソン電話機は實用上支障尠なからすと雖も。製造高既に三百座に上り。俄に全廢し難きに因り。其改造を企圖し。種々試驗の末。其送話器のみをベルト

ン形のものに改め。其他は從前の儘にて使用せり。越て二十年に至り。電話機の需用大に増加し。其製造方法及技術も亦大に進歩せるに際し。エヂソン。ブレーキ及ベルトン形等の電話機は。孰も時々調度を要し。猶ほ使用者を滿足せしむること能はさるを認め。更にアーデル形電話機を製造せり。該機は調度を要するの手數なしと雖も。本邦製造のものは低聲なりしを以て。是れ又使用者を滿足せしむること能はさりき。時恰も英國遞信省に於て使用する所のガワーベル電話機始て舶來せしを以て之を試驗せしに。從來使用せしものよりは頗る良好なる成績を得しに因り。同年十二月東京。熱海間電話線の落成を俟ち。兩所間に於て一層綿密なる試驗を爲し。且つ當時歐米に行はるる數種の機械と之を比較せしに。電池の種類に一定の制限を要せさるのみならす。音聲明瞭且つ大にして。調度の煩少なく。最も實用に適せるを認め。二十一年五月熱海。靜岡間電話線の延長工事竣成するに當り。試に舶來ガワーベル電話機と全く同一なるものを造り。東京。靜岡間に於て再び之を試驗せしに。和製のものと雖も。舶來のものと全く同一の好成績を得たり。是より先き。送話機用カーボンは一にレトルト、カーボンのみを使用せしか。之を舶來の者に比すれは。其成績良好ならさるに因り。種々研究の末。遂にグレーカーボンの遙に前者に優れるを發見し。此に至りて始てガワーベル送話機に使用したり。此際和製機械か前記の如き好果を收めたるは。主として此改良に之れ因るなり。是に於て從來製造せしアーデル形を廢し。一にガワーベル形電話機を採用するに決し。爾來續々此種の器械のみを製造し。以て今日に至れり。」第二期に於てガワーベル電話機の各部に漸次改良を施したるもの枚擧に遑あらす。故に現今の電話機は之を第一期の終に於けるものと比較するときは。外見上甚しき變更なしと雖も。細微の點に至りては。其面目を一新せり。例へは同機は當初モンテンハク(木名)を用ひて之を製造し。内部の取附に用ふる線は裸線なりしを。木材は槻を用ひ。取附線はパラヒン蠟に浸したる木綿卷銅線を用ふることゝし。又其受話器は當初機械の中央に固定し。半圓形を爲せる大なる鋼鐵磁石の兩極に捲線を取附けたるものなりしか。後フエルプ形受話器を以て之に換へ。又之を變して磁石の兩極に捲線を有する形とし。更に改良して雙極ベル形のものとし。又當初の器械には避雷器の設なかりしか。後之を裝置することゝし。其形は初め鋸齒狀を爲せる金屬片二枚を相對して取附けたるものなりしか。後之を改良して。二金屬板間に數個の孔を穿ちたる薄きマイカを用ふるものと爲したるか如き。其他受話器掛金物は。初め二個共にスウイツチ附のものなりしか。其内一個をスウイツチ附のもの。他の一個をスウイツチなきものとし。押鈕の位置を變更し。且つ其構造を改良し。誘導捲線。受話器。繼電器等の抵抗に幾多の變更を爲したるか如きは。其最も主要なる者なり。」**【電話交換機】**現今本邦に於て使用せる電話交換機に三種あり。曰く。ウエスターン、エレクトリツク會社標準電話交換機。曰く。同社複式電話交換機。曰く。マン式電話交換機。是なり。標準電話交換機は。東京。横濱及大阪の各電話交換局に於て。マン式は。神戸電話交換局に於て。孰も開局以來使用せる所のものにして。複式交換機は。東京交換局に於て其加入者次第に増加し。同機の必要を感するに及ひ。二十六年八月中更に之を増設したるものなり。而して此等の交換機は。複式を除くの外。總て本邦に於いて製造したるものにして。當初舶來したるものに比すれは。製造の際其の設計に幾分の改良を加へたり。又た複式交換機も二十八年中數臺試造したり。」**【長距離電話其他の試驗】**十七年四月。東京。横濱間既設の電信線を以て電話機の試驗を爲せり。之を本邦長距離電話試驗の濫觴とす。然れとも此試驗は同一線路に併架したる電信線より誘導電氣の妨碍を受くること甚しく。爲に辛ふして通話を爲し得たるに過きさりき。同年十一月通話を漏聞し得る原因を調査し。之を防く一方法として。電信局構内に試驗線を架設し。往復線を使用するの方法を試みたるに。稍ゝ好結果を得たり。十二月白耳義人ヴアン、リツセルベルヒの法に基き汐止電信局と葵町分局間に架設せる電信線一條を兼用し。電報送信の際。同時に電話を爲すの方法を試みたるに。電信符號を發送する毎に。其響大に電話機に感し來りしも。通話上大なる支障あらさりき。十八年五月。電信局構内に大約半里に渉る電話線四條を架渉し。始て交叉法を以て誘導電氣を減殺するの方法を試みたるに。頗る好結果を呈せり。現今實行の方法是なり。六月汐止。葵町間に更に電話線を架し。英國にて採用する撚線法に依り電話線を架設し。電話を試みたるに。種々の障害ありて充分の結果を見るに至らす。七月新橋川崎間の電信線を兼用し。再ひヴアン、リツセルベルヒの方法を試驗せしに。完全なる通話を爲すに至らさりしも。相互の談話を了解するを得たり。十月東京。横濱間鐵道線に於て複線を用ひ電話を試みたるに。頗る好結果を奏したり。又同月高崎。横川間鐵道竣成するに當り。鐵道局の依頼に因り。高崎。磯部。横川の三停車場に電話機を裝置し。通話を試みたるに。該電話線は。高崎。横川間在來の電信線路に添架したるを以て。誘導作用甚しく。通話の困難言ふへからす。是に於て該線路及之に接續せる上田。小諸。高崎。前橋等の電

信分局に於て。電信線に電磁石を挿入し。電流の起伏を平滑ならしめしに。之か爲め大に其作用を減することを得たり。十九年五月東京。横濱間及東京。高崎間に於て。各種電話機の比較試驗を爲す。然るに各機其使用の目的に因り。多少構造に別異あるか爲め。其優劣は此試驗に於て遽に判定し能はさりしと雖も。其効用に至りては內國製器械の毫も外國に讓らさることを證し。而して電信線の妨碍なきときは。此里程に在りては通話し得へきことを確めたり。越て二十年十二月に至り。東京。熱海間に架設せる往復二條の十二番硬銅線を用ひ。交叉法に依り長距離電話の試驗を施行せしに。該線は電信線と併架したるものなるにも拘はらす。其妨害を受くること少なく。頗る明白に談話することを得たり。此試驗に於てガワーベル形の電話機を當時歐米に行はるゝ數種の機械と比較し。最も良好なる結果を得。尋て該線を靜岡に延長し。二十一年五月。更に東京。靜岡間に於て之か試驗を爲すに及ひ。愈〻同機の他に卓越せることと。及本邦製のものと雖も決して外國製に劣らさることを確めたり。是より先き。ヴアン、リツセルベルヒ電信電話雙信法は。數年來屢〻之を試驗し。二十年に至り更に數回の試驗を爲せしも。未た充分の結果を得るに至らさりしか。長距離電話の試驗と共に。此際東京。靜岡間に於て試驗し。好果を收むるを得たり。二十三年三月。大阪。名古屋。靜岡と東京間に於て長距離電話の試驗を爲せり。本邦に於て三百哩以上の長距離に於て電話の試驗を施行したるは。此を以て始とす。此試驗に於て。東京。大阪間電話線の太さは。十二番硬銅線にて通話に支障なきことを確めたり。又其試驗したる各種の送話機中。ベルリチルの送話器最も良好の成績を呈したりと雖も。ガワーベル送話器に一層の改良を加ふるに於ては。充分好結果を得へきことを檢知したり。越て二十六年三月に至り。再び東京。大阪間に長距離電話の試驗を爲す。此試驗は二十三年に施行したるものと略〻同一の結果を見るに過ぎさりしと雖も。電磁石蓄電器等の作用に關する必要なる成績を得たり。二十七年二月大阪電話交換局。神戶電話交換局間に於て。始て多重式電話法を試設し。頗る好結果を得たるを以て。爾來此方法を繼續施行せり。」以上遞信史要に載する所なり。明治三十四年七月通話中。取調掛を各電話交換局に置き。又同年九月十一日より。電話呼出規程を定め相手(電話の無きもの)を電話所に呼出して通話するもの。一回の呼出料は。同一電話加入區域內なれば十錢。東京。横濱間なれば十五錢。東京。大阪。神戶間なれは二十五錢の類にして。此呼出料と外に一通話時の電話料とを出して。呼出を賴むものとせり。又三十三年十月一日より。自働電話器を東京新橋。上野停車場に設け。尋で各樞要の街衢に設け。行人錢を函中に投して通話することを得せしむ。

テムワウ 天皇は。我か國にて至尊を稱し奉る稱號なり。和漢名數に云く。【天子の稱號】儀制令曰天子祭祀所レ稱。天皇詔書所レ稱。皇帝華夷所レ稱(王者詔ニ諸於華夷一稱ニ皇帝一)とあり。今は是等の區別を用ひず。憲法(參看)の所定に依りて。總て天皇と稱す。蒲生秀實の職官志に云く。太上天皇者讓位所レ稱。而其自稱曰レ朕。臣下敷ニ奏於上一曰ニ陛下一。內外兼稱曰ニ至尊一(其自稱以下。依ニ唐六典ニ添レ之)。服御稱ニ乘輿一。行幸稱ニ車駕一。車駕之所ニ留在一稱ニ行在所一。皇后。皇太子以下。率土之濱。其上表則自稱ニ臣妾一。對則名。上ニ啓於大皇太后。皇太后ニ曰ニ殿下一。而自稱ニ臣妾一。對則名。率土之濱。其於ニ皇后。皇太子一亦如レ之。凡上表疏啓及策文。如ニ平闕之式一(ケツシ參看)とあり。又天子死して未だ謚あらさるを大行と稱すと史記の註に見えたり(オクリナ參看)。

又官位訓に云く。當今を今上皇帝とも申し奉るを。田舍の人はきんじやう皇帝ととなへ申さるゝは。大きなるあやまりなりと承りぬ。今上皇帝と申し奉るとかや。又脫屣の天子と申し奉るは。ふるきわら靴の足にかゝりて。すてまほしくおぼしめして捨給ふ如く。なしとおぼしめす事なう。新主に御くらゐをゆづり給ふゆゑに。御位をのがれさせ給ふを。脫屣の天子と申し奉るなり。天子とは。天を父とし地を母とし。天地宏才の仁心を以て民をおさめ給ふ。凡庸のたれならずしておはしませば。天子と稱し奉る也。いづれも天の字を稱するは。至尊の御くらゐ天とひとしきがゆゑなり。其外御の字を上につけて唱へ奉る也。」とあり。及過庭紀談に云く。史策文章に。神武帝。嵯峨帝。醍醐帝などゝ帝の字を書く事非法なり。又今上帝などゝ稱し奉ること。是れも非法なり。本邦にてはつひに帝とも皇帝とも稱し給ひし事を聞かず。天皇とのみ稱し給ふ。然るを天子にてさへましませば。帝と稱し奉り。皇帝と稱し奉り。王と稱し奉りてもよき事と思ふは大に非なり。あの方にても三皇と稱し。五帝は帝と稱し。周は王と稱し。秦の始皇始めて皇帝と稱せられしにより。後世是れによりて改めず。其皇と稱し帝と稱し王と稱し皇帝と稱せられし事。皆上よりの御定め次第にて。其世に處て其上よりの定めを混稱すること。決してせぬことなり。たとへば周の世に其王を稱して下より帝と稱することもならず。皇と稱する事もならず。皇帝と稱する事もならず。孔子の春秋にも王とか天王とかより外稱し玉ひしこと決して無し。故に本邦の六國史にも未だ曾て天子の

御謚號につゞけて帝とも皇帝とも王とも書きし事無し。いつとても天皇とのみ稱し奉りたり。但し書紀に磐余彥之帝。水間城之王なと書きし所はあり。此も詔勅疏奏などの文中に。たま〳〵用たるばかり也。御謚號に續けて神武帝。應神帝なとゝ稱せしとは決して無し。然るに近世歷々の諸大儒も。是を混稱する人多し。非禮の甚しきなり。世俗の覺えし樣に。帝はみかど。皇はすべらぎ。王はおほきみ。何れも皆天子の御事故に混稱しても苦しからぬことゝ思ふは沙汰のかぎり謬妄なることなり。左れども詩賦は又格別なり。詩賦中の語には混稱するも苦しからず。文中の語には決してせぬことなり」とあり。左もあるべきことなり。又身體及御起居につきて貞丈雜記に云。一天子の御身を玉體と云。御顏を天顏とも。龍顏とも云。御心を天機と云。御苦勞を宸襟と云。覺しめしを叡慮と云。感し覺召すを叡感と云。御立腹を逆鱗と云。御勘當を勅勘と云。物を御覽被成を叡覽と云。御病を御惱と云。御裁許を天裁。勅裁と云。御免を勅許と云。仰を綸言と云。又勅詔と云。又勅命と云(セウチヨク參看)。御盃を天盃と云。御死去を崩御と云。御忌中を諒闇(キブク。ナリモノチヤウジ參看)と云。御壽命を寶算と云。御位を寶祚と云。御出を行幸(ミユキ參看)と云。仙洞へ御出を朝覲行幸と云。御還を還行と云。他所へ移り給ふを遷行と云。御自筆を。宸翰とも。宸筆とも。勅筆とも云。御座所を玉座と云。御所を禁中。禁裡。禁闕。鳳闕。大內。內裏と云(クワウキウ參看)。內とばかりも云。假そめに御座被成所を皇居と云。御旅宿を行在所と云。御輿を鳳輦と云。御車を聖駕と云。御寢所を夜御殿と云。御臺所を臺盤所と云。御膳所を朝餉と云。御食物を供御と云。女中の部屋を對屋と云。御亭を釣殿と云。御番を勤るを宿直と云。當番日を上日と云。御遊びを御遊とも。宸遊とも云。御馬を龍蹄と云。物を申上るを奏聞。奏達と云。禁裏へ參るを參內と云。官位の御禮申上るを拜賀と云。」一天子の御寢なる事をみかうしといひ。起き給ふを御ひ事といふ由也。其時右の如く女嬬御殿の內をふれありくと也。みかうしとは夜に入て御格子をおろして御寢なる所也。御ひ事は御ひん事なると云事也。又御寢をおほとのごもりし給ふとも云。大殿(御殿の事也)に引こもり給ふ心なり。

テムワウマツリ　天王祭。歲時記栞草に云く。元祿のはじめ。大に流疫す。よりて官に請奉りて神田明神の社地に勸請ある處の祇園三社の神輿を出して街に渡御し奉る。これより後每年祇園會を修す。先大傳馬町御旅所神輿一基五日出輿八日還輿。小船町御旅所神輿一基十日出輿十二日還輿。南傳馬町御旅所神輿一基七日出輿十四日還輿なり。いづれも神輿還幸の時そのもよりの町々を渡御。社人裝束馬上にて供奉。鉾三本氏子是に隨ふ。神輿渡御の町々は一日營務也。或は門に竹を植る家あり。是忌竹の意なるべし。其外淺草御藏前。千住。品川。四ッ谷等にも此祭あり。中にも品川の神輿は海汀を渡御す。天王祭とは牛頭天王の祭といふ義也。祇園會といはずして天王祭といふは江戶の俗の方言なり。

テラ　寺。(ジヰム。ジリヤウを見よ)

テラコヤ　寺子屋は。舊幕府時代の小學校なり。その稱は。僧侶が子弟を寺に集めたるより始まれり。市府城下より山村水郭に至るまで。數多くありき。今は幾ど其かげを留めず。風俗畫報第百六十六號以下に曰く。扨江戶市內に。寺小屋幾何なるやは知らず。大抵九百家は有しとなり。其他懇親の者の兒童を集め。師家の觀を爲せし者は。枚擧に遑あらず。兒童教育の課程は素より一定せず。將た土地の情況に應して。特に大差ありしものゝ如し。今之を區別し示さんに。麴町。麻布。赤坂。四ッ谷。牛込。小石川。本郷又本所。深川。下谷。淺草の一部を泛稱して。山の手と呼び。士族の輩此地に多く住居しければ。師は士族の養成に意を用ひ。例へば手本に。商賣往來は適當ならずとして。千字文。唐詩を與へ。書風は當時御家流を學ぶ者頗る多く。稀に唐樣を珍重せし族もありき。又算術の如きは學ぶ者多からず。牙籌の事は。士風として痛く厭惡したればなり。故に此土地に住する師匠は。比較上稍々學力を要するも。算術は知らずして不便を感ぜざりしとなん。神田。日本橋。京橋。芝は下町と稱し。又下谷。淺草。本所。深川の一部。亦之れに準ず。此地は町人。即ち商工の徒多きが故に。師匠は概して商工人の養成を企圖せり。其一例を擧ぐれば。手本は商賣往來を必要として。職工の徒には番匠往來を授け。隨て算術を學ぶ者も多かりしは勿論なりとす。左れば此地に適する師匠は。稍々御家流の書法を解し。且算術初步を教ふるに足れば。學力なきも甚しき差支を生することなしと云へり。要は實用にありて。其上を望まざればなり。又町外れと稱するは。市內とは云へ。郡部に接近したる地にして。農家の子女多く通學する土地なれば。其師は比比良農の輩出を望みたるものゝ如し。商賣往來に代るに。百姓往來を以てしたり。要は種札を書くを以て足れりとしければなり。以上は其概要に過ぎずと云へども。亦以て四民の教育の分限ありしを見るべし。扨て此外尙性質を異にするもの二つあり。貧民を教ふるの師と。諸藩邸の師是なり。前なるは今の私立學校とも云ふべく。後なるは今の中學校(範圍廣狹の差はあれど)にも比つべし。蓋し士分にして未だ聖堂に通學せざる者の爲めに教へけるなり。【教場】江戶市內を外れては。處の便

宜によりて。神主或は僧侶の徒。多くは師匠となるが故に。其教場も寺院などを以て充てたり。寺小屋と云ひけるも宜なり。市內にても亦寺社の境內藩邸等にあるものあれども。此外は商家と軒を竝べ。又は新道裏通り路次の內等。素より場所の嫌ひあらず。是れ其教場は直ちに師匠の家なるを以ての故なり。左れど其多くは雜沓の大路に接したるを以て。一寸の餘地だになく。運動場も無し。扨て教場の廣狹大小には。素より一定の標準あるなし。疊數に數行の机を排列して。二人向ひ合ひと爲し。師は側面に位置を定め。座して監理を怠らず。教場は衞生に適して空氣の流通甚だ好く。障りなき限りは四方の窓を明け放ち。雨天に東の窓を閉づるとも。三方の光線にて。差支なき樣に構造したるもあり。尤も路次內などの家は。之れに反して。雨天には教場闇く。課業を中止するものあり。教場中生徒は二人づゝ相對坐して幾行も居竝ぶなり。生徒席前には机を座の前に据え。文庫を座の側面に置くなり。机と文庫とは。其位置恰も矩形を相成せり。教場は常に斯く机文庫を排列しあるに非ず。一日毎に新らしく竝べ又取片附くるなり。取片附られし机文庫は。常に座の一方に積み置かる。彼の松王が眼を著けて。机の數が一脚多いと。釘打ちたるも是れなるべし。排列の順序は。生徒其日の參著遲速によりて定められ。業の成熟によりて定められしに非ずと知るべし。【生徒一般の用具】机（大抵樅樣の木製にて。薄赤く塗り。甚と粗末なる造なり。是れを天神机と云ふ。高さ八寸。長さ二尺三寸五分。幅一尺。但抽斗附と定り居れり）。文庫（長さ二尺五寸。幅一尺。高さ一尺五寸。木地は机と異ならず。是れに筆。墨。雙紙。書物などの一切を藏す）。硯（高さ六分。幅四寸。竪七寸。材は田石。平沼等にて長州產なり。正風硯と云ふ）。手本（折本にて奉書。鳥の子。西の內を用ゆ。竪凡一尺二寸。橫二尺餘。表紙は花形など打出したる壁紙樣のもの。色は種々なり）。以下筆墨雙紙の類を略す。【教科】は習字を主とし。讀書。算術。裁縫。其他立花。茶の湯等は望に應じて授けたり。習字を主とせしとは。師家の名稱を俗に手習師匠と稱したるにても著し。然ども習字は文字通りの習字科に非ずして。猶之れに一等を進めたり。卽ち字を習ふと同時に。其折手本の音讀を習ひ。字義若しくは句意。文意を咀嚼せしめ。手其蹟を習ひ。口其字を讀み。腦に其字を蓄へしめたるなり。扨て書法流義は。和樣。唐樣の二種にて。和樣は御家流。持明院流。定家流。近衞流。嵯峨樣。大師流。勅筆流。三條流。飛鳥井流等の諸流ありしが。就中御家流。中古盛んに行はれ。公私共御家流ならでは通用ならぬものゝ如し。後ち光悅流。瀧本流。傳內流。大橋流。溝口流。花形流。百瀨流。長尾流等の師家。多く現れたれど。孰れも御家流の支流なるに過ぎず。唐樣は往昔盛んに行はれたれど。幕府の代には。特志者の外學ぶ者少なかりし。右の如く。習字科は當時最も緊要なる科目にして。更に之れを詳說せんに。その科中自ら讀方。作文。地理。修身の諸科を含有せり。讀方とは手本の讀方にて。師は之れを篤く教へ。生徒も勉めて誦讀せしなり。手本の文は。各家異同あれども。修身は。六諭衍義略。女教訓鏡。女今川。地理は。江戸方角。國盡し。作文は。目上文。請取書。手紙の文等なり。左れば手本の文は。能く生徒の力によりて。主腦を追へり。例へば男子は。「いろは」より數字に移り。「一より十百千億」の文字を教へ。それより名頭。苗字盡し。請取文。送り狀。手紙の文。商賣往來。消息往來。證文。店請狀。庭訓往來。千字文等を習はしめぬ。又女子は。いろは。數字。目上文。文の書樣。假名交り。名頭。國盡し。女江戸方角。女消息往來。女商賣往來。孰れも平假名交り等なるべし。習字の外。志願ある者には句讀を授く。科書は。實語教。童子教。古狀揃。三字經。四書。五經。進んでは文選等なり。左れど斯は皆後藤點。道春點に頼りて。僅にそを讀一過するのみ。其意味に至りては。一度も解釋せられたるとなく。生徒も亦讀一過に滿足して。業を果つと思ひき。女子は百人一首。女今川。女大學。女庭訓往來などの類と知るべし。算術は。八算。見一。相場割。其他は塵劫記に據り。商も亦生徒の望みに應ずるものとす。修身科は。別に目を立てざりき。但し御談義と稱して。一六三八等の日を定め。忠臣義僕孝子節婦等の履歴を述べたり。談義の本旨は。稍々學識ある師は。專ら儒教により。其他は神佛二教も混淆し。冥罰等の談を爲したり。其頃孝子義僕の善行あるときは。奉行所にて賞せられたる申渡書を。町々の自身番に張り出し。傍訓を施して。幼童にも讀み得る樣になしたりければ。師も父兄も。子弟を訓誨するの引用に充てたりとなん。女子裁縫の科目は。固より一定せしに非ず。師家の都合に依りて。師の妻女多くは教授したり。尤も世間裁縫を專門に授くる家頗る多ければ。寺小屋にて教ふるは稀なりき。又その頃普通裁縫は。母の膝下にて教ふべきものと爲し。他家に教を受くるを恥ぢ。母も之れを教ふるを本分と心得たりければ。假令他家にて其術を習ふとあるも。秘して口外せざる慣習なりき。師家に依りては。女子に折ものを教授せり。折ものとは。紙を以て熨斗。臍包の類より。婚儀に用ふる雌蝶雄蝶等の類に至るまで。其折方數十種あり。【試驗】毎月末。習終たる手本の演習をなさしむ。又大演習と稱して。毎年末に一回。十本の手本を諳書せしむ。扨當日は。師の面前に三人。或は五人位宛呼び出して復習せしめ。右

畢りて及落を判じ。其優等者の姓名を。教場に掲示し。賞品を與へたり。別に席書と云ふこともあり。是れは習字奬勵の爲め。席上揮毫をなさしめしものにて。毎年四月八月の二回。之れを執行したり。其模樣は。教場四面に。生徒の揮毫せしものを貼付して。人々の縱覽に供し。批評を爲さしむ。用紙は。奉書。唐紙。畫箋紙。西の內等にて。揮毫席は。毛氈を敷き。師は廊上下に紋付の小袖を着し。生徒は羽織袴を著用す。女師匠は白襟紋付。斯て生徒は身分に應したる服を著けて出席す。師は之を一人つゝ呼び出して。二三字より七八字までの大字を書かしめ。師其傍に在りて書損なき樣注意す。當日室內は生徒の父兄。室外は窓前に往來の者佇立して見物し。中中の混雜なり。揮毫畢れば隨意に遊戲を爲さしむ。又正月五日には書初を爲さしむ。其模樣席書と同じ。席書には生徒一般に赤飯を與へ。書初には汁粉を與へ。福引の餘興あり。例年七月五日に至れば。各自硯を持ち歸りて洗滌し。六日の早朝。各色紙と彼の硯を持つて出席し。各手本に據りて之れを認め。或は師の德を頌したる文字を記し。又已能書家たらんことを祈る語を記し。是れを青竹の枝に吊るし。適宜の場所に建つ。又例年二月初午には。色紙繼ぎたる幟を造り。之れに何々稻荷大明神と書し。頭書に奉納。下に何々門人誰と書し。一門相競ふて社頭に納む。昔日兒童の入門は。初午の日を吉日として弟子入を爲す。弟子入のときは。師其兒童の手を取り。天一天上と書かしめ。是れを保存し。寺入の紀念としたり。入學の年齡に定めなし。早きは五歲なれど。普通のものは八九歲よりするが多し。退學は男子十二三歲。女子は十四五歲を限りとし。就學年間は。概して五ヶ年が程と知るべし。入學の節は。机硯箱等の新調を要し。入門の節は。一般の生徒にお仲間入りと稱して。煎餅を配りぬ。但し上流の子女は。最中を配るを府內一般の習はしなりしと云ふ。序に器具新調の直段を記さんに。安政年間には。机硯箱の代二百五十文より二百七十二文。筆一本四文。墨一挺十六文。半紙一帖八文より十文。煎餅百入分四百文。最中なれば一朱が通例なりき。【幕府對寺子屋】幕府の寺子屋に對するは。全く自治に放任して。敢て保護干涉することもなく。師の學力を檢定することもなければ。學則を制定せしこともなく。將た學に就かざるの兒童を奬勵して。學に就かしむることもなさゞりき。左れども師家に對しては自から幾分の優待ありて。例へば師家が身分に拘らすして武家地に住居するを默許し。又苗字帶刀をも許せり。是れを以て弟子の父兄等。亦師に對して常に尊敬の意を失はず。親宴交情最も親密なりき。要するに師と弟子とは。宗教の意味に於ける敬と愛との關係を有せしものと覺し。幕府は寺子屋を自治に放任したれど。時に亦之れを奬勵したる迹を留めつ。八代將軍吉宗公。江戶市內の師家を奬勵することありてより。斯の業を營む者漸く其緒に就き。次第に隆盛を致せりと云ふ。卽ち享保七年七月。台命に依りて町奉行大岡越前守。六諭衍義大意一部つゝを。江戶市內手蹟指南の者へ下賜し。又御高札文を其弟子に讀み聞かすべき旨を布達しけり。是れより先き。手習師匠一同を奉行所に召喚し。弟子共へ行儀作法宜敷相成る樣。教諭油斷なく心掛け候樣との口達を爲し。高札文を下げ渡されぬ。其文に云ふ。親子兄弟夫婦を始め。諸親類に親しく。下々に至るまで是れを憐むべし。主人ある輩は各〻其奉公に精を出すへき事。家業を專一にして渝ることなく。萬一分限を過べからさる事。僞ことを爲し。又は無理を云ひ。總じて人の害になることをなすべからさる事。博奕の類一切禁制の事。喧嘩口論を愼み。若し其事あるときは。猥に出合ふべからず。手を負ひたる者隱し置くべからさる事。鐵砲猥に打つべからず。若し違犯の者あらば申出べし。隱し置を他より顯るゝに於ては。其罪重かるべき事。盜賊惡黨あらば申出べし。急度御褒美下さるべし。死罪の者あるときは。馳集るべからざる事。人賣買堅く停止たるべし。但し男女下人儀は。永年季或は譜代に召抱置く事は。相對に任すべき事。右の條々相守るべく。若し相背くに於ては。罪科に行ふべきもの也。正德五年未五月。」正德五年は。享保と改元したる年なり。左れは此高札文は。七代將軍家宣公治世に制定したるものならんか。其後に天保十四年三月。町奉行より左の如く達せられぬ。御府內に於て手習師匠を渡世に致す者。其の町內の弟子小供は申すに及ばす。他所より通ひ弟子とても。依怙贔負無く。心を用ひ教へ申べく。手跡は貴賤男女に限らず。相應に認め候はれば叶はざるものに付。假初にも疎に心得べからず。一體士分の者は。子供仕込方。文武藝能夫々整ひ居候得共。町家末々の輩は別段學問と申すは之れ無く。又兩親は育て方も心得違ひ少なからず候得ば。幼年より不行跡遂に習はしとなり候事。風俗を亂す程に相成候間。町內にて教へを主とするは。手習師匠の者に之れあるべく。筆道のみならず風俗を正し。禮儀を守り忠孝を教へ可申事。肝要と心得申べく候。文字認め候程の者は。自然物讀候事も出來。又庭訓もの其外實語教。大小學。女は今川を初め。女孝經の類。筆道の傍教へ申べく候はでは。人情兩親文盲不束の者にても。自分の兒は能かれかしと存ぜぬ者は無く。依て師匠致す者は。其子供を深切に教へ。仕置嚴重に候得は。其親心必す厚く存ずべく候得ば。手習師匠致す者。闇らず御政道の一助とも相成。世間風俗の益少なからず候間。此趣篤く相辨へ。神妙に教

テラコ

テラコ

へ申すべく候。」【師家の經濟】師家經濟の事を述ぶるに先ちて。師家たる身分を擧ぐること必要なり。師匠となる者は幕臣。諸藩士。浪人。書家。隱居。神主。僧侶の屬にて。左らぬは町人も雜れり。此中弟子よりの收入に依賴して生活するは。書家。町人。浪人の類。家に餘財ありて內職と爲す者幕臣。藩士。神主の輩なるべし。但し幕臣。藩士も浪人同樣の者あり一概には云ひ難し。又此外多年御殿向に奉公したる婦女などの。其後良緣なくて寡居する者も師匠の數に入しもあり。其が中に可笑きは檀家のみに依賴して衣食するを得ざる寺院に。住職たるべき僧侶が佛道を修むると同時に。兒童に師たるの覺悟をもなしたることなり。右の如くなれば寺小屋の生活は概して困難なりし。殊に當時の授業料は師家より其額を定めたるに非ず。士風の餘波を浴びて金錢を卑しむの心よりか來りけん。一切弟子の意に任せたりければ。謝儀は却て一種の喜捨に酷肖せり　故に弟子の數には定りあれども。扨一ヶ月何程の收入ありと豫算する能はず。固より斯く謝儀を定めざればこそ。賣買の感情を弟子に懷かしめずして。御師匠樣と敬められもしたれ。豫算の立ち難きに蒙りたる師の困難こそ。弟子に衣せたりし恩の價値なるべけれど。左りとて困難は實に困難なり。家祿を有する者の外は何れを見ても貧しかりしは理りなりかし。左れども四時物を贈るもの頗る多く。春秋は彼岸の牡丹餅を始めとし。上巳の節句の炒豆。卯月八日の草餅。端午の柏餅など。時々の贈ものは云ふまでもなく。平素魚類野菜の類に至る迄。走りものなればと進められ。到來ものなればと呈せられたりければ。師家は是等をもて其家計を補ひ。纔に其日を維持したるも多かりしとぞ。扨山の手に在りて。二百の弟子を持たんよりは。下町に在りて五十の生徒を養ふ方豐かなりしと。其頃の事情に通せる者は云ふ。何故にやと問ふに。下町は謝儀の高は不同なく。平素の贈物も多ければ。此處にて五十人の弟子持たんは秩祿十石の株を有するに同じければとなり。町家の謝儀は五節句に集り。藩邸または幕臣等の謝儀は盆暮に來りぬ。此外臨時の集め錢は區々にて多寡も亦一樣ならず。最上金百疋。上五十疋。中一朱。下錢二百文。總て謝儀或は祝儀など稱して納むる金錢は之れを目錄と云ふ。糊入紙に包み水引を施し。盆に載せ帛紗を覆ひ缺禮なき樣に注意せり。謝儀の外に束脩と云ふものあり。是れは五節句の謝儀に準して。更に菓子折或は扇子など添へたり。又席書書初の時も五節句の謝儀に準じ最上金百疋より錢二百文までを納めき。當日は赤飯。汁粉などを師家より饗する例にて。其費用は又收入より負擔するを勿論なれども。土地柄によりては師の費用を省かんとの厚意に出で。謝儀の外に赤飯黃染もの等を贈るもあり。又書初には福引に用ふる筆墨紙風鞠などの物品を寄附するもありて。收入丸儲の師家もあれど。是れ等は山の手には曾て無き例なりとぞ。七月盂蘭盆には中元の御祝儀と稱し。素麵。砂糖等を贈るを例とし。歲暮には鏡餅一備に鹽引鮭鱈若しくは目錄を添へたり。中元歲暮の素麵。砂糖。鏡餅は下町山の手の別なく。生徒一人に付一個を納むべき例なりければ。弟子の多き師家の受納甚だ多く。餅山の如くなりき。此外每月天神講。月並錢など稱し。生徒一般より錢を徵集したる向もありき。天神講とは每月二十五日教場の傍に天滿宮の幅を揭げ。十六文より二十四文の賽錢を受けたり。月並錢は天神講と同し額にて。錢は晦日に徵集したり。但し天神講の擧ある師家には月並錢の例なし。右の外例年一回疊錢。炭錢の徵集あり。疊料は六月之れを徵集し。錢二百文三百文の定めなれど。一朱より二朱までを納めたる族もあり。是等は最上等の者なり。炭錢は十月夷講前に徵集し。夷講より火鉢を出し。生徒交々手を暖めたり。是等は上流の生徒は錢を納めず。現品にて五俵。十俵と月々(十一月より二月まで)納めたるなり。場所に依りては生徒の父兄贈物に競爭し。誰は縮緬の座布團を贈りたりと聞けば。彼は八丈縞の羽織を仕立て贈るなどの事ありて。思はざる福を受くる師匠もありき。之れに反して藩邸幕臣の師は。盆暮の二期に一朱より百疋までの謝儀にて教授し。疊錢。炭錢の外臨時に徵集するともなかりし。是等は家祿あり家計に不足なかりければなり。以上は普通の子弟が納むる謝儀に過ぎず。貧民の町に在る寺子屋は謝儀を受くるを最も少なきか爲め。特に制を設けて日掛四文を納めしとぞ。或は云。江戶の町民は大阪。神戶等の町民に比し文字を知るもの多しと。是れ幕廷の下にありて寺子屋の制自ら發達せしによるべく。若し然りとせば是等の貧民にさへ教育の及べるなどを其一端となすべき歟。寺子屋の全盛を極めしは。安政の末年までなり。文久より元治に至りては。世間何となく騷がしく物價さへ次第に騰貴し。殊に諸藩江戶詰の士も追々國勝手となりて。武稽日に盛んになりければ。寺子屋は先づ幕臣諸藩邸より衰へ初め。遂に慶應に至りて町家にも及ぼし。學制亂て子弟の風儀うつろひ行き。生徒の入學退學にも。昔日は父母之れを伴ひ。又朋友に托し。或は雇人に附添はせて師に請ひ。其許しを得たりしも。今は此挨拶にとて來る者十人に一人なり。甚たしきは今日より退りますとの一言捨置て歸りがけに机を持ち出で。或は朋友に托して其運びを了へしめ。父兄は勿論生徒さへ面出しせざる族もあり。或は一言の斷りもなく机を擔げ去りしなど風儀紊れたり。兎角し

て明治の初年となり。寺子屋漸く衰退し。明治五年學制仰出され。寺子屋を廢止せんとする折柄。當時の府知事大久保一翁は諸國近在の寺子屋は。夫れ〳〵田畑の所有ありて。一時生活に差支なきも。市中の寺子屋は年來此の業を營みて生活せし者なれば。突然廢止の令出なば。路頭に迷はんとて。暫らく從前の儘に据え置き。其の後種々の變遷を經しが。目下在來の寺小屋にて。私立學校を營むもの。府下に數十軒あり。其子孫今に教師の任を負へりといふ。

【教授及取締法】習字の教授法は毎日生徒五六名つゝを師の面前に呼び出し。交々筆法を授けたり。扨て之れを授くるに。師は生徒の前に坐し。往々文字を倒さまに書きたりしが。其書き振り中々熟達にして。一時に十人乃至十二三人を教授したるもありき。又稍々細字を習ふ者に至りては。白紙に認め師の机上に出す習はしにて。師は之れに朱書して拙字誤字を正し。併せて筆法を教へたり。之をお直しと云へり。讀書の教授は晝八ツ時退散前に生徒を一所に驅り集め。机を片付け圓形若くは方形に坐せしめ(生徒一人は當番と云ひ。大抵は師の手代りを勤め得る年長者なり)。音頭を取り。一句を讀めば衆生徒之れに和して誦讀し。誦讀一遍すれば直ちに退散せしむ。乘算九々を讀ましむるも。亦之れに準ず。又禮式等の教へ方も同じ。又作文の如きは習字科應用教授するに出て。一科の學として教授せしに非す。左れば生徒は諸種の文例を諳じて。半切紙等に認めしめ。又之れに題を與へて綴らしめ。之れを添削せしなり。此他手紙の封じ方脇付けより。進んで文の書き方。短冊の認等に至るまでを教へたり。扨て生徒始業時間は朝五ツ時より晝八ツ時までにて。此時間中は。衆生徒机に憑り容易に席を離るゝを許さず。若し要用ありて席を去らんとするときは。師若しくは當番(師の手代りを勤る者)の許を得て席を離るゝ規則にて。是れは各家とも同じ定めなりき。故に生徒は往々業に倦み。お小川と唱へ便所に行き鬱を散じ。或は遊戲を試るを毎としければ。此弊を防がん爲め。木札二枚或は三枚を當番の机上に置きて。席を離れんとするものに之れを渡し。當番の者時々密に便所を窺ひ眞僞を確めたり。其生徒を檢束すること斯の如きものあり。又退散前には各々當番の者に雙紙の點檢を受け。當番其不都合を見出せば更に習はしめ。退散時間を經過するも留置きて習はしめたり。淸書は毎月五回即ち六日目に之れを爲さしめき。然れども手本の文字を諳讀し得るに非されは許さず。淸書の評點は文字の巧拙に依て上中下に符を朱書し。優等は「大極上々吉」。上は「大上大吉」。中は「上々吉」の評語を記るせり。新に入學する幼年生は兄姉又知友あれば。其者の隣席に机を据ゑ世話を爲さしむ。若し知友なき者は當番之れを擔當す。又幼年生の管理は多く其師の妻負擔せり。生徒の席は男女を區別し。男座。女座と稱せり。男女とも常に爭論絶えざる者は更に座を變換して離隔せしむ。出席帳は當番之れを取扱ひ。出席順に記入したり。當番は教場の入口に座を占め。生徒昇降の禮儀に注意したり。參場の時は「お早う只今」と一禮す。退散のときは帳面に其刻限を記入せり。名前は即ち出席順に呼び出し一人づゝ徐に退出せしむ。之れをお呼び出しと云ふ。お呼び出しは「誰さんお歸りなさい」と呼ぶ。故に雜沓の憂なし。扨此出席帳の必要は例へば生徒通學の途中遊戲に時間を誤り。雙紙を水もて濕ほし字を習ひたるもの〻如くに裝ひ。時刻を計りて歸宿する者あるが故なり。何れの師家にても掟書あり。之れに依て生徒の行狀を檢束したれど。其文は區々にして一定ならす。書き方は假名にて認めるが多し。男子の教場に揭けたるもの概れ左の如し。

一師匠と父母の申付を守るべき事。
一禮儀を重んじ行儀を正しくする事。
一朋輩互に睦しくなすべき事。
一喧嘩口論を爲すべからざる事。
一食物金錢など持參すべからざる事。
一途中にて高聲惡戲爲すべからざる事。

又女子の教場に揭げしものは。

一顏のよしあし。
一着ものゝよしあし。
一家のくらしむき。
一我まゝのふるまい。
一男の子のうはさ。
一たんき。
一中ぐち。
一つげぐち
一むだぐち
一耳こすり
一たかわらひ。

右決して爲すべからず背くものは七ツ時まで留置き候事、

又これ等掲示に代へ。「堪忍」の二字を大書して扁額となし。教場に掲げ置き。生徒中爭論などする者ある時は。扁額を指して諄々說き諭し。不行狀を矯め正さんと勤るもあり。此外油斷大敵と書したる者あり。或は「手習は坂に車を押す如し。油斷すると後とへもどるぞ」。又「手の中に習ひ置きたる寶こそ、用愼せねも盜む人なし」など書したるもありき。扨此訓誡に次ぎて賞罰來る。其賞の目は左ののし。(一)淸書出來のよき者。(二)手本の讀みを諳じたる者。是等の者へは賞品を與ふる事いづくの師家にても變りなし。賞品は筆墨半紙等の類なり。又其罰の目左の如し。怠惰にして學業未熟の者。喧嘩爭論に度々世話をやかす者。惡戯を爲し他の朋輩に迷惑を掛し者。師匠の申付を度々背く者。此弟子を罰するに叱責。起立(教場の隅に立たしめ或は机の上に坐せしむるを云ふ)。又留ると唱へ。衆生徒退散の後ち。一時半或は二時留置きて習字せしむ。或は鞭笞と稱し厚紙に扇を疊みたるを裹みたる物にて。之を身に加ふるに其音大なれども。左まで疼痛を感せざる樣に造りたり。又机の上に坐せしめて右の手に線香を取り。左の手に水を盛りたる茶碗を持たしめ。或は柱に繫ぎたるとも稀には有たりき。柱に繫ぎ又は笞撻を加ふる抔今より觀れば甚だ荒々しく。野蠻なる業の如くなれど。當時の父兄は却て子弟の性行直からんとを望み。是等嚴酷なる處置をなしたりとぞ(ヤウガクカヮ及テナラヒ參看)。

テリ〳〵ボウシ　掃晴娘は。俗間のならはしに。霖雨をいとひ。霽を祈るとき。又は明日は雨ふらせじとするとき。童兒等紙にて人がたを作り。滿身に「テレ〳〵」といふ文字をかき。簷先へ倒まに下げて。霽を祈る。天もし霽るゝ時は。其人がたを取り。神酒をそなへ川へ流すこれ女兒輩のよくなすことなり。かゝるわざもふるきならはしにて。擁書漫筆に俗にてり〳〵ぼうしとて。紙人形を作りて晴を祈るをば。こゝにもかしこにもやゝはやくふりせしわざと見ゆ。蜻蛉日記下卷に。今日かゝる雨にもさはらで。おなじ所なる人ものへまうでつ。さはることもなきにとおもひて出たれば。或者。女神にはきぬ縫てたてまつるこそよかなれ。然し給へとより來てさゝめけば。いで心みんとて繡のひらな衣みつぬひたり。したがひどもにかうぞ書たりけるは。いかなるこゝろばへにかありけん。神ぞしるらんか。「しろたへの衣は神にゆづりてん。へだてぬ中にかへしなすべく」。又「から衣なれにしつまを打かへし。わがしたがひになすよしもがな」。「なつ衣たつやとぞ見る千早振。神をひとへに賴む身なれば」云々。帝城景物略下卷春場部に。雨久以ニ白紙一作ニ婦人首一。翦ニ紅綠紙一衣レ之。以ニ苕帚苗一縛ニ小帚一。令レ携レ之。竿懸ニ簷際一。日ニ掃晴娘一云々。陔餘叢考三十三の卷。掃晴娘の條に。吳俗久雨後。閨閤中。有下剪レ紙爲ニ女形一手持ニ一帚一懸ニ簷下一以祈ム晴。謂ニ之掃晴娘一。按元初李俊民有ニ掃晴婦詩一。卷レ袖搴レ裳手持レ帚。挂向ニ陰空一便搖レ手。其形可ニ想見一也。俊民澤州人。而所レ詠如レ此。可レ見北省亦有ニ此俗一。不ニ獨江南爲ヒ然矣。又有レ序云。所ヨ以使ミレ民免ニ乾溢之患一。則不ニ獨祈ヒ晴。又以レ之祈レ雨云々。などあるを考て知べし」と見えたり。

ト之部

ト　戸に。引戸。上げ戸。開き戸。蔀の四種あり。各々其建て方を異にす。引戸の内に又雨戸。網戸。木戸。杉戸等の種類あり。家屋及シトミの部を見るべし。

ドイツ　獨逸。一に獨乙に作る。又日耳曼聯邦。又た兒厮爾亞と云ふ。二十六の王國。大公國より成る聯邦なり。仁孝天皇文政六年八月獨逸人是波兒篤。長崎に來り。醫方を講述す。孝明天皇萬延元年七月二十日孛船品川に來り。條約を結はんことを請ふ。許さず。孛人歸らず。十一月幕吏孛人と應接し。遂に假條約を結ふ。」文久三年八月七日。孛人品川海を測量す。」十一月二十七日孛船又品川に來る。十二月十三日本條約を結ふ。」今上天皇明治元年十一月二十三日孛國公使エム、フオン、ブランド朝見す。」二年正月十日獨逸北部聯邦と假條約書を交換す。九月十三日本條約を結ふ。」三年四月十四日孛國公使エム、フオン、ブランド軍艦に駕し。西海。山陽。四國諸港を巡視せんことを請ふ。之を許し沿海藩縣に告知す。七月二十八日是より先き孛佛二國交戰す。是日局外中立を布告し。二國船艦入港處分の條規を交易場及ひ沿海地方に頒ち。且つ軍艦を品川。橫濱。兵庫。長崎。箱館。諸港に置き。以て不虞に備ふ。」九月十二日孛國公使エム、フオン、ブランド朝見す(聖體不豫を以て嘉彰親王をして代接せしむ)。」四年正月十二日獨逸公使フオン、ブランド(初孛漏生公使と稱す)朝見し。國書(孛帝の兼獨逸皇帝と爲るを報す)を上る。」五年二月二十二日獨逸辨理公使エム、フオン、ブランド朝見し。國書(辨理公使に任するを報す)を上る。」七年八月十七日外務一等書記官靑木周藏を以て代理公使と爲し。獨逸國に駐劄せしむ。尋て特命全權公使と爲す。」八年四月二十五日獨國臨時代理公使ホルレーベン朝見し。國書(其新任を報す)を上る。」十二年四月九日大勳位菊花大綬章を獨逸皇帝に贈る。」二十九日獨逸皇孫ア

ルベルト、井ルヘルム、ハインリッヒ至る。之を延遼館に館す。是日ハインリッヒ朝見し。國書及獨逸帝贈る所の黑鷲勳章を上る。天皇ハインリッヒを導きて內廷に至る。皇后も亦之を見る。翌日天皇延遼館に臨み。ハインリッヒを慰問す。六月四日ハインリッヒを吹上禁苑に饗す。皇族。大臣。參議及獨逸公使等陪す。尋て陸軍の飾隊式を日比谷に覽る。十日ハインリッヒ將に辭し歸らんとす。是日朝見す。天皇親ら大勳位菊花大綬章を授け。隨從者も亦勳章を賜ふ。」十五年一月二十五日條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。日耳曼は即ち其特命全權公使フォン。アイゼンデッー、ヘルをして其議に與らしむ。此開會の主旨たる從前の條約必要適宜の改正を加ふる基本商議のためにして。會議の數十六回を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり。」十八年九月二十六日農商務大輔品川彌次郎を特命全權公使に任し。獨國に駐在せしむ。」十二月十日獨國駐在特命全權公使青木周藏を外務大輔に任す。」十九年五月一日再び條約改正會議を外務省に開設す。獨國は其特命全權公使フォン。ホルレーベン及び其總領事ザッペーをして該議に與らしむ。」二十年六月四日獨逸駐在特命全權公使品川彌次郎。宮中顧問官に轉任す。是日墺地利駐在特命全權公使西園寺公望。其後任を襲ふ。」二十一年三月十三日獨國駐在特命全權公使西園寺公望を特派大使となし。獨逸皇帝井ルヘルム第一世の葬儀に會せしむ。」六月十八日獨逸駐在特命全權公使西園寺公望を特派大使と爲し。獨逸皇帝フリードリッヒの葬儀に會せしむ。明治二十八年三月我國日清事件の終局に當り。露。佛と共に我國に干涉して遼東を還附せしめ。同三十年十二月支那人か獨逸宣教師を殺害したるを名として。膠州灣を占領し。永代借地として軍備地となす。是より先同七月より我か國と改正條約を實施せり。

トウアウ 鬪毆。喧嘩口論の末。毆ちて人を傷くることは大寶の鬪毆律に已に刑條あり(サツジムザイに出せり參看)。德川氏の刑は青標紙に云く。あばれ者御仕置之事。御城內にて口論の上拾人以上敲合つかみ合候者雙方當人重追放。同類荷擔いたし候者敲の上江戶拂(元文五年極)。あばれ者候而町家を騷し候もの敲の上所拂。但所々にてあばれ候に於ては敲之上中追放。遺恨等を以拾人以上結徒黨狼藉之上人を殺候に於ては頭取獄門。但人に疵付候に於ては頭取死罪尤人を殺疵付候者共に荷擔中追放(寬保三年極)。同狼藉致し諸道具等爲損候に於ては頭取重追放(同上追加)。但荷擔人所拂。」酒狂人御仕置之事。酒狂に而人を殺候もの。下手人(享保十六年極)。但被殺候者之主人竝親類等下手人御免願申出候共取上申間敷事。酒狂に而人に爲手負候者。疵被付候はゞ全愈次第療治代爲出可申候。但被付候者奉公人は主人え預置其外は牢舍手疵輕候はゞ預置可申候。療治代疵之多少に不依中小性體に候はゝ銀貳枚。徒士金壹兩」足輕中間は銀壹枚。但町人百姓は銀壹枚輕き町人百姓は右に准し。療治代爲相渡可申事。療治代難出もの。刀脇差爲相渡可申事(同上)。酒狂に而人を打擲いたし候共療治代難出ものは諸道具等取上打擲に逢候者え爲取。諸道具も無之。償に不成身上之者は。所拂(延享二年極)。酒狂に而諸道具を損し候者。損失之道具償申付不成者は所拂(享保七年。延享三年極)。酒狂に而相手も無くあばれ自分と疵付候者。主人其外可相渡方え可引渡(享保五年極)。但公儀御仕置に可成筋之者は格別左も無之者は御構無之旨申聞早速引渡可申事。同あばれ候迄に而疵付候儀竝諸道具等損さし候事も無之者立歸度由申候はゞ爲留置申間敷候(元文五年極)。但奉行所え訴出て以後に而も右之通可爲致事」とあり。我今日の刑法は毆打創傷の本則を揭け。人を毆打創傷死に至らしめたるものは重懲役に處し。神經耳目四肢を破るの篤疾に致したるものは輕懲役。癈疾に致したるものは二年以上五年以下の重禁錮に處し。以下は其輕重に應し尚互傷の罪を定む。卽ち互に毆打して手を下すの先後を知ること能はざるものは本刑に二等又は三等を減ず。

ドウキ 銅器。銅若くは之に亞鉛。錫等を混合したる地金を以て製する器物にして。家具。樂器。佛具等其用途頗る廣し。方今專ら海外諸國に輸出するものは。花瓶。燭臺。食器。香爐等の數品と爲し。又輸入の銅器は銅線索。銅坐金。銅版。銅銓類等と爲す。はじめ天正中伊豫松山の人嘉長(姓傳はらす)。豐太閤に召されて【京師】へ移り。油小路に住し。豐太閤の建築ある每に金具類を製造せしといふ。今なほ桂離宮。曼珠院などにはこの人の作ありて其大概を窺ひ得べきも。ことに寬永中小堀遠州の意匠をうけてつくりし。桂離宮の御襖引手の金具類は。この道の模範となれり。又天正中越後高田の人中川紹益京師に移住し。同じき十六年より烏丸上立賣御所八幡町に於て開業し。千家の茶道具に屬する銅器類を製造して世にもてはやさる。其後寬永中豐臣氏の遺臣金谷五郎三郎も亦京師に移住して銅器を製造せしが。わきてこの人色付を巧になしゝより世人これを【五郎三色】と稱して賞翫せしとぞ。中川。金谷兩家が其業を世襲して名器をつくりいだしゝより。京師には銅工あまたいでゝ種々の銅器類を製造せしか。ことに文化。文政の間に。四方安平(龍文堂)いでゝ其名を揚ぐ(天保十二年十一月五日歿す)。安平は近年の名工にし

て一時もてはやされしかば。加賀に聘せられて製銅の法を金澤の銅工に傳ふ。この人の門よりかの有名なる秦藏六いづ。又安平と同時に整珉といふもの江戸にいでて。銅器の置物類を製造して精妙の名ありき。京師の外加賀の【金澤】には銅工ありて。ことに象眼に長じたるもの多かりしが。又越中の【高岡】にても普通に用ゐる銅器の製造をなすものいできたれり。元來高岡は鐵器の鑄造所にて。初め慶長十五年前田利長富山よりこの地に移り。礪波郡般若郷西部村の鑄物師金森彌左衞門。喜多彥左衞門等七名を召し。金屋町と稱する一町を與へて保護せられしもの。この地鑄工の濫觴にして。其後寛永にいたり。鑄工五十有餘戸に增加せしといふ。安永中安川三右衞門（乾隆）いでゝ銅器の彫刻をなしゝが。これぞ高岡にて銅器をいだすはじめにはありける。其後文政にいたり金屋町の戸數二百餘戸。鑄造工塲十二所となりて繁榮せしかども。他所に於ては鐵器をはじめ銅器類の鑄造を禁ぜられしかば。金屋町の一小區域に限られしが。そのころ高岡中島町の佛具屋甚右衞門。はじめて眞宗の徒が佛壇に用ゐる佛具の鑄造を試みしより。つひに金屋町外において銅器類を製造するの端緒となり。これより忽ち高岡市中に銅工蔓延せしが。金物商釜屋六右衞門の力にて諸國へ輸出販賣の路を開きしより。年々巨額の製造ありて。高岡の一大物產とはなりぬ。金澤。高岡の外大阪。越後の燕町等においても。多少の銅工ありて。日用品を製造せしが。高岡の如く多數の製品をいだすものなかりき。【德川氏時代】に至り。一般に鑄出し。打延。彫刻及象眼等の術著しく進步せしが。ことに合銅。色附の二法大に進步して精妙をきはめき。合銅には青銅。宣德銅。烏銅。黃銅。烏金。響銅。紫銅。金紫銅。四分一の類あり。又色附に青銅色。宣德銅色。響銅色。紫銅色（以上鑄物）。素銅色。黃銅色。烏銅色。紅銅色。時代銹模色（以上打延）などの類ありといへども。色附は京師の金谷家祖先以來一種の家風ありてことに得意なりしとぞ。【維新後】は海外輸出品の一となり。佛蘭西。英吉利。獨逸。北米合衆國。淸國。香港。英領印度へ輸入するもの參拾萬圓の上にいづ。產額よりいふときは。東京。大阪。京都の三府。富山。石川。新潟の諸縣にして。大阪の如きは住友家の如き製銅家ありて。銅の集散地なりしかば。從ひて多少の銅器ありしが。維新後は一層盛大になれりとぞ。この他何れの國にても銅器を製せざるものなしといへども。美術品の製作は京都をはじめ。東京。金澤に及ぶものなし。【京都】は前期より中川紹益。金谷五郎三郎。四方安平等其の業を世襲して。精巧の品をいだしゝが。ことに九代五郎三郎意を鑄型彫鏤に用ゐて精巧を極めしが。中にも銅色に至ては父祖傳來の術を施して妙を得たりき。既に前期の末において。四方安平の門より秦藏六いでゝ面目を施しゝが其作一派をなし。近世の名工と稱せらる。今は歿して（明治二十三年四月歿す）其子祝之助二代藏六と稱し其あとをつげり。又金谷五郎三郎の門より紹美。榮祐出てゝ維新の際裝劍具に從事せし彫工をあつめて。銅製籠式のものを工夫せしかば。大に外國人の嗜好に適し。一時海外へ輸出せらる。これらの外普通品は府下に製造塲八十一を有し。一年拾萬圓以上の輸出品を製造するといふ。【東京】も維新後鈴木長吉。黑川榮勝。岡崎雪聲。寶子山宗珉。百々瀨惣右衞門。鹿島一布。大堀正壽。鈴木源助の如き名工輩出せしかど。各特色ありて其技倆一樣ならず。其大概をいへば鈴木長吉。岡崎雪聲の大作における。黑川榮勝の切嵌における。鹿島一布の布目象眼における類なり。鈴木長吉。寶子山宗珉の二人は起立工商會社の銅器製造に從事せし人にて。長吉は實に其監督者なりき。明治の初率先して銅器を海外へ出したる。埼玉縣松山の人岡野東龍齋の弟子にして。かの明治十一年佛國巴里府萬國博覽會に出品したる孔雀雌雄を鑄りいだしたる鼎式大香爐（高さ七尺）の如きは。英國博物館へ買上げられ。かの歐洲にて有名なる我邦明珍某の作といひ傳ふる。鐵製鷲の置物とならへて飾付けられしとぞ。この人今は帝室技藝員に選ばる。東京のかく進步したるは全く起立工商會社の力なり。又近年東京彫工會。鑄工研究會など起りて益々この道の進步を圖れり。普通の銅器は維新前より製造するものありしかど【青銅器】は明治十七年以來本所において鑄造するものいでゝ次第に增加し。今日にては殆ど貳百萬圓に達せり。石川縣の【金澤】は加賀象眼とて裝劍具。鐙等を製するもの多かりしかば。從ひて維新後も名工多く存せしが。ことに水野源六。山川孝次名ありき。明治五年長谷川準也裝劍具の彫刻に從事せしものを集めて。金澤銅器會社を起し。水野源六（實名光春魁春堂と號す。明治二十八年二月二十一日歿す）をして監督せしめ。圓中孫平に託して佛國。北米合衆國等へ直輸出をなし。同じき十三四年のころ一時隆盛を極めしも。同じき十六年にいたり。圓中孫平直輸出を中止せしかば。宮內省の御用品其他神戸商館の輸出品をつくりしも。漸々衰頽して振はず。今は空しく其名を存するのみ。されどもなほ金澤市中にて拾貳萬圓餘の普通品を製すといふ。又富山縣の高岡も金澤藩の領地にて。既に銅器類を製造して販賣を擴張せしが。明治の初金森宗七。角羽勘左衞門等橫濱。神戸に輸出し。大に賞賛を得しかば。引きつゞきて輸出品をもつくりいだすもの多くいでしが。中にも內地用の精巧なる品は。關義平。民野照親などにてつくるといふ。

トウキ

今は其の產額拾八萬圓餘に達し。とにかく銅器にとりては一大產地といふべし。【新潟縣燕町】(西蒲原郡)の銅器は。文政十二三年のころ玉川覺次郎(玉川堂と號す)京師にて銅器の製造を修業し。燕町にかへりて庖厨用の割烹具をつくりて販賣せしが。其後同人に就いて銅器製造を修業せしもの三四人。門戶を構へて營業するにいたりしも。なほ近在の需用に供するに過ぎざりしが。二代覺次郎にいたり銅及銀にて茶具其他裝飾具。文房具の類を製造しはじめしより。同業者これにならひてやゝ高尚なるものを製造するに至りしかば。これより漸く燕町銅器の名きこへ初めたり。維新の際戰亂の餘一時休業するものありしが。たま〳〵この際越後柏崎の人本間琢齋。佐渡國五十里町に移住し。精巧なる裝飾具。文房具をつくりて名を揚げしかば。燕町の銅工もこれにならひて大に面目を改めしとぞ(初代本間琢齋明治二十四年八月七日歿す)。同じき十年にいたり。販路を東京に開きしより著く進歩し。四五年間非常の隆運を極めしも。同じき十八九年にいたりやゝ衰頽に傾きしが。同じき二十一年ごろより回復して。今は製造家百餘戶となり。其產額殆ど五萬圓に達せり。製造品は湯罐。水注。墨斗の類にしてことに湯罐を製するもの多し」とあり。此外【會津若松の銅器製造】も。亦武器の職工に創始せり。往昔若松に甄工正阿彌某なる者ありて。專ら刀劔を製し。大に名聲を得しを以て。爾後之に倣ふ者漸く增加し。東京に輸販する數額。每年十萬圓餘に至れり。然るに維新以後廢刀の令ありしより。從前の職工皆無用に屬す。時に山本某東京に來り。寶子山某に從ひ金屬器類の製法を學び。旁ら時好を察し。後歸國して銅器の製造を事とす。職工亦以て其業に就き。現今益々切磋して精巧を競ふと云ふ。【銅器を製する混和物】は。鉛。亞鉛。白鑞等を用ゐ。塡嵌(ゾウガン)には金銀を用う。塡嵌に五種あり。彩金(イロカネ)を斜に嵌入し。其表面を研平するものを研出塡嵌と曰ひ。布目の如く縱橫より彩金を斜に嵌入するものを布目塡嵌と曰ひ。地金に肉を隆起し。諸物の形狀を刻製するものを彫塡嵌と曰ひ。蔓草或は細涙の如き細長なる金線を嵌入するものを線塡嵌と曰ひ。樹木の枝幹等に金銀片を嵌入し。故らに鏽を以て苔の褪却したるか如く。磨剝するものを鳥足塡嵌と曰ふ。而して金片を以て木賓。草花等を包むもの。之を色繪と曰ふ。支那にては明の萬曆中。良工あり。鎏金鼎爐瓶盒等の物を作ること。極て精雅にして。後人遠く之に及ばずと云ふ。

トウキハフ　**登記法**。登記は所轄裁判所に申請して不動產に關する所有權。地上權。永小作權。地役權。先取特權。質權。抵當權。賃借權等の設定。保存。移轉。變更。處分の制限又は消滅に就き登記を爲すものとす。我國【登記法の始】は明治十九年にして。即ち同年八月十一日法律第一號を以て登記法を公布せられ。該法五章四十一條より成り。夫より同年十一月司法省令甲第三號を以て。登記法公證人規則に對する抗告手續の件を制定し。明治二十年六月勅令第二十四號登記事務費は國庫の支出となすの件。明治二十一年十月勅令第六十六號登記印紙規則。明治二十三年七月勅令第百三十三號商業及船舶の登記に關する件。同年十月司法省令第七號登記法取扱規則。同年同月同省同第八號商業及船舶の登記公告取扱規則。明治二十六年三月司法省令第三號區裁判所及其出張所竝登記所に管轄內の地所建物及船舶所有者の印鑑簿を備ふべき件。明治三十一年七月司法省訓令第四號法人及夫婦財產契約登記簿の謄本又は抄本の調製法の件。同年八月臺灣總督府令第六十七號建物船舶の登記に關する取扱手續。同年同月同府令第六十八號商業船舶の登記公告に關する取扱手續。同年同月同府令第六十九號登記官吏の職務執行に關して爲す抗告手續。同年同月同府令第七十號區裁判所及其出張所竝登記所に管轄內の地所建物及船舶所有者の印鑑簿を備ふべき件。同年同月同府令第七十一號法人及夫婦財產契約に關する登記の取扱手續。同三十二年三月法律第七十一號外國人又は外國法人の物權の登記に關する件。同年五月司法省令第十五號法人及び夫婦財產契約登記取扱手續。同三十二年二月法律第二十四號不動產登記法。同三十二年五月司法省令第十一號不動產登記法施行細則。同年同月同省令第十三號商業登記取扱手續。同年同月同省令第十四號土地登記簿建物登記簿及商業登記簿の謄本又は抄本の請求に關する手數料の件。同年九月內務省訓令第三十一號內務省直轄工事を施行する爲め不動產に關する權利を取得したるときに於ける登記手續に關する件。同年六月律令第十二號臺灣不動產登記規則。同年七月臺灣總督府令第八十一號臺灣不動產登記規則に依る建物の登記に關する取扱手續の件。同年同月同府令第八十三號建物登記簿及商業登記簿の謄本又は抄本の交付建物登記簿又は其の附屬書類の閲覽及商業登記の登記事項證明竝登記濟證交付請求の手數料に關する件。同年同月勅令第三百二十九號外國人又は外國法人の權利の目的たる不動產に關する件。同年同月司法省令第四十一號外國人又は外國法人の權利の目的たる不動產に關する登記取扱手續の件。同年同月司法省令第四十二號明治三十二年勅令第三百二十九號に依る登記の謄本若くは抄本の交付の請求又は登記簿若くは其附屬書類の閲覽請求手數料の件。明治三十三年一月律令第四號外國領事廳の登記簿

の謄本の効力に關する件。同年同月臺灣總督府令第三號同上。明治三十三年律令第四號施行細則。同年同月臺灣總督府令第四號明治三十三年律令第四號に依る。登記簿の謄本又は抄本の交付登記簿又は其附屬書類閲覽請求手數料の件。明治三十二年六月司法省令第三十四號法人登記簿及夫婦財產契約登記簿の謄本又は抄本の請求に關する手數料の件。明治三十二年七月臺灣總督府令第六十八號臺灣に於ける法人及夫婦財產契約に關する登記取扱手續。同年同月同府令第八十五號法人登記簿及夫婦財產契約登記簿の謄本。又は抄本の交付等に關する請求手數料の件。明治三十二年十二月司法省令第五十七號大阪區裁判所上田出張所の管轄に屬する法人及夫婦財產契約に關する登記事務取扱の件。明治三十三年二月司法省令第六號京都區裁判所下京出張所の管轄に屬すべき法人及夫婦財產契約の登記事務取扱に關する件等。總て登記に關する法律竝に勅令、省令の公布あり。且つ【登記印紙の種類】に就ては。明治二十一年十月省令第十三號にいふ。今般勅令第六十六號登記印紙規則第三條に依り。登記印紙の種類定價を定むること左の如し。但し印紙の見本は之を頒示す。一厘綠色。五厘綠色。一錢茶褐色。二錢五厘赭色。三錢茶褐色。五錢同。十錢同。五十錢靑色。一圓同。貳圓同。五圓同の各種に定めらると。夫より又明治二十九年三月法律第二十七號登錄稅法。竝に明治三十一年七月勅令第百四十四號收入印紙に關する件を公布され。登記印紙の件を變更せらる(シウニフインシ。トウロク參看)。

トウキヤウ　東京は。武藏國の東南にありて。我國の首都なり。もとは江戶と稱し。慶長年間此地に幕府を開きしより以來。德川十五代將軍の居城せし所なり。明治維新に際し幕府の政還と共に江戶城を返上する所となり。明治以後東京と稱さる。【東京の稱】明治元年七月十七日の詔に曰く「朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す。江戶は東國第一の大鎭四方輻湊の地。宜しく親臨以て其政を視るべし。因て自今江戶を稱して東京とせん。是朕の海內一家東西同視する所以なり。衆庶此意を體せよ。辰七月。」又其副書に。慶長年間幕府を江戶に開きしより。府下日々繁榮に赴き候は。全く天下の勢斯に歸し。貨財隨て聚り候事に候。然るに今度幕府を被廢候に付ては。府下億萬之人口頓に活計に苦み候者も可有之哉と不便に被思召候處近來世界各國通信之時態に相成候ては。專全國の力を平均し。皇國御保護之目途不被爲立候ては不相叶御事に付。屢〻東西御巡幸萬民之疾苦をも被爲聞召度。深き叡慮を以て御詔文之旨被仰出候。孰れも篤と御趣意を奉戴し。徒らに奢靡之風習に慣れ。再び前日之繁榮に立戾り候を希望し。一家一身之覺悟不致候ては遂に活計を失ひ候事に付。向後銘々相當之職業を營み。諸品精巧物產盛に成り行き。自然永久之繁榮を不失樣。格段之心懸可爲肝要事。又十月十三日の御沙汰により江戶城を【東京城】と稱せらる。其御沙汰書に。御東臨之節は當城を以て皇居と被定候に付。以來。東京城と可稱事。但し過日被仰出候行宮之稱被止候事。愈〻御東臨あらせられしに付。東京市中へ御酒下賜相成り。即ち十月二十七日の御沙汰書に。今般御東幸に付東京市中一同へ御酒下賜候間。夫々分配可取計候事。尙同日の御沙汰に今度蒼生御綏撫之思食を以て。御東臨被爲遊候處。近日市中に於て盜賊徘徊し人民を苦しめ候趣き相聞。大に被惱宸襟候。依之軍務官と申合取締方一際嚴重人民安堵致候樣。急々可取計旨御沙汰候事」とあり。さて【市制】の沿革を按するに德川氏幕府を江戶城に開きし以來。市街の繁昌日々隆盛に赴くを以て。沼池を埋め。海岸を築出し。區畫の擴張を計ると雖ども。市街自然の形勢に任して。人民の請願を容るゝに留まり。敢て市區制度の法令を布かず。其取締上の事件は町奉行所の處分に任せし者と見ゆ。明曆大火以來。火除地を設け。表通りの家屋は瓦屋根塗家たるべき旨書記にあり。洋々社談に。木村正辭の市制に關する記事あり。その文に。維新以來市中道幅の制あり或は以爲へらく。方今の新制に出るものと非なり。其制既に德川氏の初にあり。明曆三年丁酉四月町觸。跡々相改。道はゞ相究。杭を打置候處は。道はゞ或は京間五間。或は六間。日本橋通り町の分は田舍間拾間。本町通りは京間七間に相極め。庇の分候間。作事仕度者は早々可仕候。前篇如相觸候。本間の外三尺の鈎ひさし。柱なしに可仕候。但表の下水は。ぬきにてすのふたを可仕候。御定之外。道へ少も作り出申間敷事。」于今改不申檢地究不申候町は。近日罷出改可申候間。角屋敷之者は表裏の境目町中立合。隣之境究め杭を打置可申事。」作事仕候共。長屋は不及申。裏店居間之分も。三間梁より大きに作申間敷事。」慶安元年戊子二月二十八日町觸の中に。馬かた馬立置候事。街道を明け片付候て立可申候。附。駄貨馬の裝束。色々の物をつけかさり候て結構に仕間敷事。」吉原町之外。傾城遊女之類抱置申間敷候。勿論一時之宿も仕間敷事。橋の上に諸商人乞食置申間敷事。」振賣札なしの者。跡々申付候如く。當人は三日さらし。其上三十日之籠舍一町之者可仕事。附。家主は三貫文之過料。五人組は壹人に付壹貫文之過料たるべき事。」諸色はづし金物之類竝うさんなる道具買申間敷候。橋つめ辻々へ罷出買候事。堅停止之事。」町人祝言其外振舞之時。乞食とも參り。何角申候はゞ。打擲いたし。其上

トウキ

御番所へ可申上事。」町中之居候浪人吟味をいたし。むざと仕たる浪人に宿かし申間敷事。」町中水打候時。往還者に水をかけ申間敷事。」同二年己丑七月十五日町觸。町々之内にて。躍なと致候とて。必留間敷候。盆にはいづれもにぎはひをどり候まゝ。なとり可申候。但喧嘩口論無之様に可申付候。町中觸事之儀には無之候。町中之衆月行事其心得可被仕事。」右舊幕臣宮崎成身編纂する所。教令類纂第七十二町觸之部にこれを出す。元正事錄及大成令に載する所と云ふ。云々とあり。前文は市制並に取締上に關係の文なれども。合せて此に抄す。去れば此時より市制の法令ありと雖とも。區域を立て管轄を分ち。以て幕府之れに干渉するを見ず。故に市區改正の件は明治に始めて起りしものなり。東京地理沿革誌に。明治元年【東京府】を置かれ。同二年府内市街を五十區に分ち。同四年更に六大區と改め。各區を十六小區に細別せり。又同六年再び之を改正す。府内六大區は舊により其小區の村里に近きものは割きて府外とし。餘す所小區の數各同じからず。府内合計七十小區となり。市街一千百七十八町。府外を分て五大區三十三小區とす。市街百九十七町村三百八十四驛五なり。是に於て内外合せて十一大區。百三小區となれり。其後明治十一年郡區町編制法の發布ありしにより今の十五區となれり。又【市外の郡部】にありては明治二十六年三月法律第十二號を以て東京府。及神奈川縣境域變更に關する件を公布され。神奈川縣下武藏國西多摩郡。北多摩郡。南多摩郡を東京府に移され。又明治二十八年三月法律第二十四號を以て。東京府。埼玉縣。千葉縣。茨城縣境界變更法を發布され。東京府南葛飾郡篠崎村。大字伊勢屋の内。大字鎌田の内。江戸川以東は。千葉縣東葛飾郡行德町。大字大和田の内。大字本行德の内。江戸川以西は東京府南葛飾郡篠崎村に編入す。千葉縣東葛飾郡南行德村。大字見眞間の内字前野。及字妙見島は。東京府南葛飾郡瑞穗村に編入す。千葉縣東葛飾郡浦安村。大字堀江の内。江戸川以西は。東京府南葛飾郡葛西村に編入す。明治二十九年三月法律第三十七號を以て、東京府下郡廢置の件を公布され。東京府下武藏國南豐島郡及東多摩郡を廢し其區域を以て。豐多摩郡を置く。【市街家屋の改築道路修正】の議は同五年銀座通の燒失跡處分に始まり。次て市街家屋の檐端を斷裁せしめ。或は燒失跡の家屋は塗屋となすへき制を定め。或は防火の線を畫し。或は家屋の制を定め。或は屋上制限の法を設け。或は新たに河渠を開鑿し。或は燒失の機に投じて道路を擴開する等。其筋に於ては尤も注意せられしと雖ども。啻に一要地の局部に留り。其形跡略ぼ徳川幕府の時と異らざるか如し。故に日本橋通りを始め。淺草橋より雷神門に至る道路は。東京市街中尤も往來頻繁なるを以て。行人の危險の害に逢ふ者少からず。因て同十七年東京府知事市區を改良するの議を呈せり。政府其議を容れて。内務省中に審査委員を設け。以來市區改正に怠らず。大いに市街の面目を改めたる場所あり。進んで同二十一年四月十七日の勅令に。地方共同の利益を發達せしめ。衆庶臣民の幸福を增進することを欲し。隣保團結の舊慣を存重して益々之を擴張し。更に法律を以て都市及町村の權義を保護するの必要を認め。茲に市制及町村制を裁可して之を公布せしむと。此勅令に從ひ法律第一號を以て市町村制の制規を定られたり。また同年八月十六日。勅令を以て東京市區の營業衛生防火及通運等永久の利便を圖るため。東京市區改正條例を公布せしめられ。翌十七日閣令を以て東京市區改正委員會の組織權限を定めらる。明治二十二年法律第十二號を以て市制中東京市。京都市。大阪市に特例を設けられ。明治三十一年六月法律第十九號を以て市制中東京市。京都市。大阪市に於ける特例を廢止せらる。又更に明治二十九年七月勅令第二百七十九號を以て東京市區改正委員會組織權限を定む。近年築港工事の議あり。其他月島。洲崎等の埋立あり。猶委しき事は官報其他諸記錄に就て見るべし（エド及スヰドウ參看）。

トウグウシキ　**東宮職**は。皇太子まします時におかるゝ官なり。職原鈔に。「東宮（唐名龍樓。又鶴禁。又銀榜）。東宮春宮是一也。然而傳學士此爲二東宮官一。大夫以下爲二坊官一。古來如レ斯。傳一人（執柄の大臣之に任し補佐の任に當る。相當正四位上。唐名太子大傅）。唐朝太子有二大師大傅大保一。又有二少師少傅少保一。本朝只置二傳一人一。相當雖レ爲二正四位上一。勅任官也。尤爲レ重。爲二三公一之人兼レ之。大納言兼任雖レ多二先例一。中古以來邂逅也。又前官大臣任レ之。中山前太政大臣賴實公也。非二常儀一。學士二人（御師範にして儒者之に任ず。相當從五位下。唐名太子賓客）。譜第儒者有二才德一者應二其撰一。依レ爲二儲君之侍讀一也。古今重レ之。」【春宮坊】（唐名春坊）。唐世置二詹事府一。以統二衆務一。又置二左右春坊一。宮中事一向坊官之所レ掌也。大夫一人（相當從四位下。唐名太子詹事。又太子少尹。或端尹。坊中を管領する職也）。執柄息大臣子孫爲二大中納言一人兼レ之。諸大夫之納言已上。無二拜任之例一。坊中事大夫管領也。權大夫一人。同レ前。但諸大夫納言。有二兼任之例一。猶不レ爲レ可也。亮一人（相當從五位下。唐名太子少詹事）。名家四位有才人望任レ之。坊中事亮一向所二奉行一也。權亮一人。華族中少將兼レ之。大進一人（權三人。相當從六位上。唐名詹事丞）。名家五位任レ之。尤可レ擇二其人一也。大進奉二行宮中諸公事一。如二禁中職事一。仍非二器用一者不レ任レ之。少進

一人（權。相當從六位下）。名家六位任レ之。或雖二五位一猶帶レ之。屬（大。相當正八位下。唐名詹事錄事。少 相當從八位上）。院主典代官史生等中爲二重代一者任レ之。掌二坊中雜務一故也。主膳監（唐名典膳局）。正一人（相當從六位上。唐名典膳郎）。佑（相當正八位下）。令史（相當少初位上）。主殿署（唐名典設局）。首一人（相當從六位下。唐名典設郎）。令史（相當少初位下）。主馬署（唐名廐牧署）。首一人（相當從六位下。唐名廐牧令）。令史（相當少初位下）。主膳者膳部之家任レ之歟。但近代不二必任一之。內膳司即兼二知坊中御膳一之故歟。主殿主馬者。重代侍等所二望補一也。此外坊中有二藏人非藏人一。是坊中之沙汰也。重代諸大夫被レ補レ之。藏人者勤二仕日下﨟一事如二禁中一。仍撰二其人一也。又帶刀者撰二重代侍一補レ之。自二公家一被レ補レ之也。昔者源平重代武士多補レ之」と見ゆ。尙百寮訓要抄等にもあれど。異義なきゆゑ略す。皇太子。女官の條をも併見すべし。

トウグワ 冬瓜。（ウリを見よ）

トウザムヤキ 東山燒。播磨にて製造する陶器なり。工藝志料に。「東山燒は。天保年間播磨國の姬路の工人。其の東山の土及び釉を用ひて始て製する所の者なり。因て名とす。其の製肥前の有田に倣て。靑華磁器等を製す。就中靑磁に巧なり。其の釉色鮮明にして比無し。製出する所の者は燭臺尤も多し。其の他諸器あり。又朝鮮に倣ひて一種の陶器を製す。其器は刷毛目（淡靑色の上に刷毛を以て白釉を施すものなり）。三島（三島とは。往昔伊豆國三島にて。極めて細字の曆を刊行せり。其の曆本の如く。畫く所の花章の細密なるを以て名とす）の茶碗及食器あり。後に京師清水より陶工道八の親族某なる者。此地に來りて古器を模造し。又里人に教へて製せしむ。而れども今に至りては絕て良工なし。唯土人用ひる尋常の器物を造るに過ぎざるのみ」とあり。

トウジ 冬至は。陰陽交互の季にして。乃ち陰極はまりて陽に復するの時なり。而して冬至は陰曆を以てすれば。節十一月の中にあれとも。陽曆なれば大抵十二月の交にあり。和漢三才圖會に。「冬至十一月中也。在二月初一則閏遲。在二下旬一則其歲有レ閏。凡以二冬至一爲二曆數之本一也。冬至夜半中星參且軫昏室中。廣博物志云。冬至立レ表測レ晷。其晷長丈三尺。春分晷長七尺三寸四分。夏至晷長尺有四寸八分。秋分晷長二寸四分。其所レ立木八尺表レ陰也。丈三尺長之極也。後漢律曆志注云。冬至立二八尺之表一日中視レ之。其晷如レ度者其歲美。不レ如レ度者則歲惡。晷進則水。晷退則旱。進一尺則日食。退一尺則月食。按古者有二冬至賀一。且視レ有二十一月朔一。聖武天皇神龜二年帝受二冬至賀一。」また扶桑歲時記に。「冬至は十一月の中なり。三至とていふ。一には陰極の至。二には陽氣始めて至。三には日行南に至る。此故に至日ともいふ。冬至の前一日に至りて陰氣長ずる事きはまり。日のみじかき至りなり。又夜長き事もきはまれり。日の南に至るもきはまれり。今日一陽來復して後陽氣日々に長し。日もやうやく長くなる。陽氣の始て生する時なれば勞働すへからす。安靜にして微陽を養ふへし。閉戶默坐して公事にあらずんは出行すへからす。又奴僕を勞勤せしむる事なかれ。易曰。雷在二地中一復。先王以二至日一閉レ關商旅不レ行。后不レ省レ方。白虎通曰。此日陽氣微弱。王者承レ天理レ物。故率二天下一靜不二後行一役。扶二助微氣一成二萬物一也。伊川易傳曰。陽始生甚微。安靜而後長。故復之象曰。先王以二至日一閉レ關。朱子曰。一陽初復。陽氣甚微不レ可二勞働一。今日餻を製し。家人奴僕等にもあたへ。陽復を賀すへし。又た先祖考妣の靈前にも獻し。茶酒をそなへ新果をすゝむへし。冬至の日鑽レ燧改レ火は。瘟疫を去と。續漢書禮儀志に見えたり。燧を鑽とは木をもみて火をとる事也。杜子美か冬至の詩に「天時人事日相催。冬至陽生春又來。刺レ繡五紋添二弱線一。吹レ葭六管動二飛灰一。岸容待レ臘將レ舒レ柳。天氣衝レ寒欲レ放レ梅。雲物不レ殊鄕國異。教二兒且覆二掌中杯一。」冬至の後十日房事を忌へしと達生錄に見えたり。此頃は人身の氣をふかくひそめかたくとぢて泄すへからす。以て來春發生の根本とすへし。素問に云。冬不レ藏レ精春必瘟疫す。又冬至の前後各十日嫁娶すへし。

【冬至賀】江家次第に。「十一月朔旦旬（冬至宴會聖武神龜二年十一月己丑。天皇御二大安殿一受二冬至賀辭一。又神龜五年。天平三四年等有二宴會一。恩赦以上四箇年非二一章之朔旦一。朔旦冬至宴會。桓武延曆三年十一月戊戌朔 行二慶賞一免二田租一云々。是本朝朔旦冬至始見二國史一也。自二黃帝二十二年甲子一。至二延曆三年一。合三千四百二十一年。除二得二一遂五蔀一。餘算一得二六蔀之章首一。乃爲二本朝朔旦冬至甲子元一。而後每レ當二十九年一。必得二嘉節一者也）。」また公事根源に。是は十一月一日の冬至にあたるをいふなり。二十年に一度まはる事にてめでたき祥瑞なるによて。そのとしは主上南殿に出御なりて旬を行はる 公卿賀表を奉る事なと有。神龜二年十一月に天皇大安殿に出御にて冬至の賀辭をうけ給ふよし國史にのせたり。」さて冬至を賀することの國史に見えたるは。聖武皇帝神龜二年十一月己丑。天皇御二大安殿一。受二冬至賀辭一。親王及侍臣等。奉二持奇翫珍寶一進レ之。即引二文武百寮五位已上。及諸司長官大學博士等一宴飲。終日極樂乃罷。賜レ祿各有レ差。是日大納言正三位多治比眞人池守。賜二靈壽杖竝絁綿一。五年十一月乙巳冬至。御二南苑一宴二親王已下五位已上一。賜レ絁有レ差。天平三

年十一月庚戌冬至。天皇御南樹苑。宴五位已上。賜錢。親王三百貫。大納言二百五十貫。正三位二百貫。自外各有差。四年十一月丙寅冬至。天皇御南苑。宴群臣。賜親王已下絁及高年者綿有差。又曲赦京及畿內。監天平四年十一月二十七日昧爽已前徒罪已下。其八虐劫賊官人枉法受財。監臨主守。自盜所監臨。强盜。竊盜。故殺人。私鑄錢。常赦所不免者。不在此例。其京及倭國百姓年七十以上。鰥寡惸獨不能自存者。給綿有差。

【朔旦冬至】朔旦に冬至に相當することは。曆法の正しき事を證するものとして。王朝の頃天地氣候の順否は。王者の政に關係すと信ぜし時代に欣びし所なり。故に曆に於て冬至が朔旦の前後一日二日以內に相當する年には。曆博士に命じて之を十一月朔日に當らしむる樣引直さんが爲。月の常の大小を繰替へ。無理にも朔日冬至に當る樣定めし例多し。桓武天皇延曆三年十一月戊戌朔。勅曰。十一月朔日冬至者。是歷代之希遇。而王者之休祥也。朕之不德。得値於今。思行慶賞共悅嘉辰。王公已下。宜加普賜。京畿當年田租並免之。二十二年十一月戊寅朔。百官詣闕上表曰。臣聞惟德動天則靈祇表瑞。乃神司契則懸象呈祥。伏惟天皇陛下。則哲承基。窮神闡化。功被有截。德輝無方。伏檢今年曆。十一月戊寅朔日冬至。又有司奏偁老人星見。臣等謹案。元命苞曰。老人星者。瑞星也。見則治平主壽。史記曰。漢武帝得辛巳朔旦冬至。孫卿曰。黃帝得寶鼎神策。是歲己酉朔旦冬至得天之紀。終而復始。今與黃帝時等。於是天子悅之。如郊拜泰一。玉律諧序。迎福之慶方長金彩舒暉。延曆之期逾遠豈非天鑒照明不愛其道。神心顯著在感斯通。臣等生涯信幸。沾奉會昌。允在人靈。疇無抃躍。不任鳧藻之至。謹詣闕奉表以聞。壬辰詔曰。天地覆幬。順時播氣。皇王亭育。利物弘仁。朕以寡昧。嗣登鴻基。臨馭八紘。撫養萬類。政道無洽。方思南薰。惠澤未淳。尙慙東戶。比有司奏偁。老人星見。又今年十一月朔旦冬至。皇太子某。及百官表賀曰。軒轅之年。寶鼎呈祉。陶唐之世。金精表圖。稽之前脩。誠合嘉瑞。天之所祐。古今寧殊。可久可長之功。不召而方至。太平大同之化。不言而自成。朕以靈徵之攸臻。必資厚德。休命之所感。乃通至仁。顧惟庸虛。但增慙歎。思施凱澤以答天情。自延曆二十二年十一月十五日昧爽以前。徒罪以下□無輕重。悉皆赦除。但犯八虐。故殺人。謀殺人。强竊二盜。私鑄錢。常赦所不免者不在赦限。敢以赦前事。相告言者。以其罪罪之。其王公以下。宜加普賜。但能盡忠力。先有勤効者。特加爵賞。用申哀寵。內外文武官。主典已上。敍爵一級。正六位上者。宜量賜物。天下高年百歲以上。穀二斛。九十以上一斛。八十以上五斗。庶恤隱之旨。感於上玄。珍貺之應。被於中壤。布告遐邇。知朕意焉。」嵯峨天皇弘仁十三年十一月丁巳朔旦冬至。百官奉賀詔曰。神功不宰。萬物樂其遂生。聖德無外。億兆迷其藏用。故能光宅區宇。經緯陰陽。大庇生靈。闡揚鴻烈。朕以眇身。忝膺司牧。履薄乘奔。常懷恐懼。比有司奏偁。今年十一月朔旦冬至。終而復始。得天之紀。灰飛寒律。節興微陽。踐長之慶。非無故實。延祚之義。抑有前聞。朕之寡德。何獨當仁。思與天下同亨斯福。自弘仁十三年十一月二十四日昧爽以前。徒罪已下。無問輕重。咸從免除。但八虐。故殺人。謀殺人。强竊二盜。私鑄錢。常赦所不免者。及鈌負官物之類。不在赦限。若以赦前事相告言者。以其罪罪之。其門蔭久絕。及才効早著。特加榮班。用申光寵。內外文武官主典以上。敍爵一級。在京正六位上官人。及史生以下。直丁以上。宜量賜物。庶施恩榮於赤縣。答靈貺於蒼天。布告遐邇。知朕意焉。」仁明天皇承和八年十一月丁酉朔。是朔旦冬至也。公卿上表慶賀。丙辰詔曰。賦象不惑。九玄施仁。與物爲春。一人救世。故能功高振古。軒黃之化允諧。事美傳遐年。勛華之業逾峻。朕以寡昧。忝臨黎甿。撫事思愆。每深懷抱。廼者有司奏言。今年十一月朔旦冬至。當天統之嘉數。發無賜之丕基。歷驚說而希聞。佇上德而演貺夫乾鑒玄遠必感聖答。自顧朕非虛。何入靈貺。故今思與天下共斯休祉。自承和八年十一月二十日昧爽以前。徒罪以下不論輕重。一從免除。但八虐。故殺人。謀殺人。强竊二盜。私鑄錢。常赦所不免。及鈌負官物之類。不在赦限。若以赦前事。相告言者。以其罪罪之。其門蔭久絕。及功才早著者。特加榮擢。式暢寵光。內外文武官主典以上。進爵一級。在京正六位上諸吏。及史生直丁以上宜量賜物。庶施愷澤於前俗。答嘉貺於昊穹。布告遐邇。俾知朕意。是日天皇御紫宸殿。宴于百官。詔曰。天皇我詔旨良萬止勅大命乎衆聞食止宣。朔旦冬至波歷代天希爾値。王者休祥奈利。朕我以不德天今爾得値太利。朕而已夜此乎嘉備牟。卿太知百官人止。天下乃公民爾至萬天。相賀部之止所念行須。故是以仕奉狀乃[illegible]爾。上治賜不人毛在。民乃中爾治賜人毛一二在。又諸司乃主典與利以上人爾。冠一階上賜比又司々乃人止毛爾至萬天爾。大物賜比。又天下徒罪已下人止毛免賜久止勅大命乎。衆聞食止宣。敍位云々。宴訖賜祿有差。」清和天皇貞觀二年閏十月二十三日己巳。勅從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善。正五位下守權左中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人。正五位下右中辨藤原朝臣冬緒。從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼。從五位下守主計頭兼行木工助竿博士有宗宿禰益門等曰。今年一章十九年准據先例。當有朔旦冬至。而曆博士眞野麻呂等所上曆日。冬至在二十

一月二日。若於經史有可進退之理乎。宜議而奏之。是善等議曰。謹案。眞野麻呂所執。以爲依日分小餘不足。不得合朔。論之暦術。理若當然。但案暦經注云。月行遲疾。暦則有三大二小。以日行盈縮增損之云々。當察加時早晩隨其所近而進退之。使不過三大三小。其正月朔若有交加時。正見者消息前後一兩月。以定大小。令虧在晦者。以此言之。既有進退之理。而今當年暦八月大。九月小。十月大。閏十月小。然則以一小月爲大。自得朔旦冬至。夫朔旦冬至者。暦數之所始。帝王之休祥。既云避凶而在晦。何不逐吉以退朔。昔唐太宗貞觀十四年。有閏十月。即得朔旦冬至。大史令傅仁。均以癸亥。爲朔旦冬至。而宣義郎李淳風。案古暦分日。以爲甲子宜在朔日。詔下公卿及諸有識。於是國子祭酒孔穎達等。十有四人。尚書八座。請從淳風議。有詔可之。雖然至於後年。不見晷耀之愆。爰知一日進退未足爲妨。又尚書百釋云。頻大消之案其意義。毎至章蔀之歳。必欲令得朔旦冬至。故頻置大月。至於三四。夫三大三小者。暦術之常法。况今唯置二大。既得合朔乎。又勅從五位下行暦博士兼備後介大春日朝臣眞野麻呂。外從五位下行陰陽助兼權陰陽博士笠朝臣名高等曰。令諸有識等僉議云。今年可置朔旦冬至。若依此說。遂吉置朔者。於後年暦。得節氣不錯謬歟。眞野麻呂等奏言。謹檢術法。無依吉進退之文。仍今年不置朔旦冬至。但依群臣議置之。可無弦望朔之差。於是詔從是善等之議焉。二十五日辛未。宣詔百官及五畿七道諸國云。今年當有朔旦冬至。而暦家偏依日分不足。置於二日。今稽之故實。既有改定之理。宜改閏小月爲大。即以十一月一日丁丑。爲朔旦冬至。十一月丁丑朔旦冬至。公卿上表賀朔旦冬至曰。臣聞乾坤不宰。日月無私。遂其道。則躔次自差。順其常。則禎祥暗叶。然則上元之歳。天正之辰。合璧和光。連珠縟彩。歷列辟而稀遭。待興王而合瑞者也(中畧)。伏惟皇帝陛下。承天之序。繼聖之明。生知之德潛通。不言之化自遠。是以陰陽降祉。天人合應。慶雲連理。史不絶書。瑞鳥嘉禾。府無虛月。而今律應北宮。漏移南至。五星同舍。均瑞彩於周臺。兩耀集辰。合昌耀於漢祀。從九霄以降。祥表無疆之嘉運。豈不以天地合德。日月齊明。先天而天不違。後天而奉天時者哉。臣等傾心日馨。庇影璇闈。顧惟愚贖。竊感顯慶。同陳思玉之抗表。唯祝踐長。異崔亭伯之作銘。猶欽延祚。无任鑽抃之至。謹拜表奉賀以聞。是日帝御前殿。賜飲侍臣。錄文武官及校書殿內豎等見直者奏之。十六日壬辰詔曰。皇天无親以萬物爲芻狗。聖人無心以百姓爲耳目。是以資生無涯。不言之化克隆。樂推不厭。無爲之業長逸。朕以眇々之身。託萬民上。涉道已淺。乘奔危懷。但賴群公卿士。盡力寅翼朕躬。適者公卿奏言。今年十一月朔旦冬至。得天之紀。終而復始。連珠映五緯而懸芒。合璧疊二離而摛彩。雖三理關恒算。而必感至仁。朕之寡德。何鍾斯祥。肆思與天下共同休慶。自貞觀二年十一月十六日昧爽以前。徒罪以下。不論輕重。咸從免除。但八虐。故殺。謀殺。强竊二盗。私鑄錢。常赦所不免。及缺負官物之類。不在赦限。若以赦前事。相告言者。以其罪罪之。其門蔭久絶。及功才早彰者。特加榮奬。式暢龍章。内外文武官主典已上。敍爵一級。在京正六位上諸吏。及史生以下。直丁以上。又天下高年人等。宜量賜物。庶覃鴻霈於泱宇。答靈休於昊蒼。布告遐邇。俾知朕意。天皇御前殿。賜宴群臣。賜文武官爵。策命曰。天皇我詔旨良萬止勅大命乎衆諸聞食止宣。朔旦冬至波。歷代天希爾値。王者乃休祥奈利。朕我以不德天。今爾得値利。朕躬乃奕也。此乎嘉奈毛。親王等諸王等諸臣等百官人止毛。天下乃公民爾至萬天。相賀部之止奈毛所念行須。故是以其仕奉狀乃隨爾。上治賜布人毛在。氏々乃中爾治賜布人毛一二在。又内外乃諸司乃主典與利以上乃人爾。冠一階上賜布。又司司乃人止毛直丁爾至萬天大物賜布。又天下高年乃人止毛爾毛。賜物布。又諸徒罪以下乃人止毛免賜久止勅大命乎衆聞食止宣。二十六日壬寅。賜親王以下祿各有差。今月一日。錄文武官及校書殿內豎見直者。今日賜祿。」陽成天皇元慶三年十一月丙辰朔旦冬至。右大臣已下參議已上抗表賀曰。臣基經等言。臣聞潛鱗游泳。樂春水於和風。稚羽來賓。拂曉雲於秋月。彼微情之二物。猶感奉天。况在位之群臣。誰忘欽化。臣等誠歡誠喜。頓首頓首死罪死罪。夫三象知程。四隩得道。斯乃寒暑之平也。雙離合璧。五緯連珠。斯乃聖哲之事也。臣等謹案暦曰。十一月丙辰朔日冬至。稽之舊章。理誠宜賀。伏惟皇帝陛下。欽若無掩。昇雌馨於昊天。敬授不偷。襲其晷於黎庶。古先王之所希有。舊史氏之所罕言。陛下得之。明德至矣。猗歟。日則南至。陛下向陽之美可觀。星惟北共。臣等詣闕之誠何切。聖壽無疆。明時有瑞。不勝抃舞。拜表以聞。於宜陽殿西廂賜親王已下次侍從已上飲。非侍從四位五位。及未得解由五位已上國宰被喚預席。宴竟賜祿各有差云々(類聚國史本朝文粹を抄す)。さて如此古代より冬至を祝し。ことに朔旦冬至は。正史に見えたるがごとく。室町氏の頃まで朔旦冬至を賀せられしことは。看聞日記。公卿補任。中原康富記等の書どもに見えたり。

トウシム 燈心。(トモシビ。シチフクジムを見よ)

ドウシム 同心は。徳川氏の頃の下吏の官名なり。位次は御目見得以下にして。俸給は十五俵一人半扶持より三十俵三人扶持に至る。差等あり。文武の諸

職に附屬して內外の職を掌る。町方同心なるものは今の巡査なるが。其の頃の權威は大なるものなりき。セキジュムの條參看すべし。

トウセウグウ　**東照宮**。德川家康公の神祠は。下野日光山。駿河久能山。江戶芝。上野等(ウヘノコウエム。ゾウジヤウジ參看)。諸國に鎭祭あれと。日光を最となす。今其鎭座の次第。祭禮等のとを畧叙すべし。東照宮(都賀郡日光山に鎭座し給ふ。御神領一萬石。御別當大樂院三百石。社家衆六人百石つゝ。古島氏。猿橋氏。齋藤氏。江端氏。古橋氏。中麿氏等なり。伶人二十人各五十石つゝ。宮仕十人。神人七十六人。神子八人。各十石つゝなり。祭神乃ち東照神命にて世の知る所なり。元和三年駿河國久能山より遷し奉れるなり)。御鎭座記に。元和三丁巳二月二十一日。勅號二東照大權現一。三月九日贈二正一位一。同月十五日。神靈を下野國日光山に遷し奉むとす。寅の上尅大僧正天海鋤鍬を取る。是大織冠改葬の舊例なり。同日靈柩善德寺に至る。本多上野介正純。土井大炊頭利勝(是は大將軍家の御名代なり)。松平右衞門大夫正久。板倉內膳正重昌。秋元但馬守泰朝。成瀨隼人正正成(是は尾張家の御名代なり)。安藤帶刀直次(是は紀伊家の御名代なり)。中山備前守信吉(是は水戶家の御名代なり)。榊原內記照久(是は久能山におきて神職を司とらしむ)。大僧正天海等供奉す。十六日三島に至る。此所に二日留る。二十一日武藏國府中に至る。此所に五日留る。酒井備後守忠利。天海僧正に請ひて論議を執行す。二十七日忍の城に至る。二十八日佐野に至る。本多上野介正純。新に神殿を修造して靈柩を請し奉る。二十九日鹿沼に至る。此所に四月三日迄留る。同四日未中尅日光山座禪院に入る。同八日靈柩を廟塔に收む。同十四日神を假殿に移し奉る。宣命使阿野宰相實顯。同十六日神を正殿に移し奉る。宣命使中御門宰相宣衡。奉幣使淸閑寺宰相共房。同十七日於二本社一法會有レ之。導師大僧正天海。咒願正覺院權僧正證誠。梶井二品法親王最胤云々。正保二乙酉十一月三日。勅賜二宮號一。是新帝御卽位。大權現神助依レ有レ之也。所レ謂大日本三千七百餘社中。宮號は天照皇大神宮。八幡宮。天滿宮。東照宮四社而已也云々。同月十七日。勅使今出川前大納言經秀。日光山に至り。於二神前一讀二宣命一云々。」鬢髮山賦に曰(諸葛君測述)。神祖膺レ籙。統二御宇內一。所レ迎必降。所レ攻必敗。殲二渠魁於難波一。掃二餘孽於會津一。蠻夷服レ德。天下歸レ仁。上則勤レ王。下則撫レ民。一朝晏駕。百姓如レ喪二考妣一三載。四海遏二密八音一。議營二寢廟於鬢山之陰一。召伯相レ宅卜維食。周公初基繩其直。天狗與レ謀。罔象擧レ材。共工攄レ指。公輸是代。徂來松叢。岐岨巳童。棘刺彫猴。楮葉競レ巧。大宮巳成。享祀是明。銘二勳彝器一。奕世彌光。爾乃侑レ食雍徹。伶人張レ樂。陳二磬鐘一。交二絲竹一。鼗鼓鏜鎗。籥舞曄煜。協二五音一。和二六律一。奏二九歌一。舞二六佾一。蔑武備。百禮畢。於レ是海隅蒼生。浴二於德澤一。萬邦黎獻。仰二於仁風一。乃斥二驕奢一。勵二貞忠一。昭二節儉一。勤二農工一。背レ僞嚮レ義。去レ私就レ公。女修二紡績一。男勉二耨耕一。器用二土瓛一。榮尙二藜藿一。安二毛褐之煖一。賤二狐貉之輕一。當二此之時一。遊學之徒。曲藝之士。不レ耕而食。不レ織而衣。飾二黃裘之純美一。飽二大牢之滋味一。日藉二六藝之文一。犯二朝廷之諱一。家無二儋石之儲一。凌二王公之貴一。此非二昭代之恩所レ至。太平之化所ヒ及也乎云々。」玉鉾百首に(本居宣長詠)「東照る御神たふとしすめらきを。いつきまつらすみいさを見れば」。「安御代と君の大御代を東照る。神の命そかためたまへる」。「東照る神の命の安國と。しつめましける御代は萬代」(東照神命は。人皇百八代後陽成天皇の大御代に。朝廷を崇敬し。天下四海をいさゝかの亂れもなく。萬代までも動くまじく。固め給へること。言に出むもいとかしこし。さて御祭禮は。每歲四月十七日。九月十七日兩度なり)。

御神事御執行之次第。每歲四月十五日朝例幣使御着。御門主。四月十二日東叡山御發駕。同十五日夕御着。御名代高家衆一人。四月十六日御幸町本陣入江氏入看。御祭禮奉行大名衆兩家。四月十六日朝。鉢石町本陣軒入着。十六日明六ッ時。例幣使宿坊より手輿に乘り。仕丁是をかく。隨身左右に扈從す。石鳥居前にて下乘。鷹鼻沓にて步行。陽明御門の內。東の御廻廊待合所に入り。案內を啓して御宮に入る。是より以前に。衞士。史生等裝束。雜掌狩衣にて。御唐櫃三棹仕丁にかゝせ御宮に入る。例幣使御宮門に上るを待て。衞士。史生等。御唐櫃を御拜殿にすゑ奉。又階下に下る。夫より雜掌。御位記を捧げ奉りて階を下る。奉幣使。御唐門より裾を引て階上に進み。御拜殿の中央にて。奉幣の式有て。宣命をよみ終て退去。待合所に入。また案內有て自の拜をなし。奉幣の式終れば。御宮を出で。石鳥居前より乘輿。夫より大猷院殿の御靈屋に參り。御拜禮有て。宿坊に歸り。裝束を改て。御本坊に入り。御門主御對顏の上御饗應事終て宿坊に歸り。卽刻御發駕。十六日夕七ッ時。御門主御宮に參入。御下向有て。東照宮。山王。摩陀羅神の御神輿。御宮より新宮大權現の拜殿に渡御。此時伶人慶雲樂を奏す。但し還御の節は還城樂を奏す。十七日御旅所に渡御。三佛堂の前にて一山の大衆延年を奏す。御迎御榊。兵士鉾持百人。警固二人熨斗目麻上下着用先に進む。兵士五十人づゝ二行に進む。烏兜麻地袍萵色と花田色と五十人宛相交る。袍に鳳凰を白く染ぬきたり。奴袴は淺黃に波の模樣なり。職士鉾持一人。神人なり。猿田彥の面をかぶり。萌黃錦の袍なり。獅子二頭。笛一人。神人なり。黃袍に烏

帽子。田樂法師一人。宮仕なり。赤地金襴の袍に金立烏帽子。大拍子。神人一人。黄袍に烏帽子。神樂男五人。神人なり。袍右に同し。八少女八人。橘の模樣の服。ちはやをかけ。白帽子をかぶる。三綱僧一人。騎馬緋の袍に。赤地錦の袈裟。八ッ藤奴袴。素袍着一人。白張四人附く。俗に一時僧正と云是なり。社家衆四人。騎馬。四位の束帶。素袍一人。白張四人つゝ都合二十人附く。御神馬柄杓持。舍人一人白張。御神馬三匹口附二人つゝ。各白張都合六人。沓持一人。添人一人。都合九人。御厩別當一人。布衣廝上下持一人。白張二人附く。御鐵砲五十挺。二十五人つゝ二行。猩々緋袋入。染火繩付。帶刀はつび股引。御弓五十挺。右同斷黑塗靫付。御鎗五十本。花田色はつび。白子持筋股引。鎧武者百人。紅絲縅。大袖。佩立。金色兜。童子十二人。花瓔珞十二支を付て冠り。精好の赤袍。葵金紋付。末社神掛面五十人。猩々緋角頭巾。同袖なし羽織。各兵杖を持つ。御鉾四本。神人四人（軍配團扇の大なる物なり。赤きうす物にて張御紋を付たり）。御太刀負。社家一人。騎馬。四位束帶。一﨟これをつとむ。御太刀は赤地の大和錦袋入。素袍一人。白張四人付く。御旗負。社家一人右同斷。二﨟これをつとむ。供人同斷。齋御鉾三本。御紋附吹流付。警固上に同し。祭御鉾八本。白張五人つゝ都合四十人。御太鼓。白張三人。御鉦鼓。白張一人。御枕木二基。白張四人。猿面着小童三十人。本猿引四人。黑鮫烏帽子。猩々緋袖無羽織。宮仕九人。神人六十人。東遊舞樂人八人騎馬。素袍一人。白張四人つゝ。都合四十人付く。伶人十三人。白張一人つつ。都合十三人付。御鷹匠十人。烏帽子狩衣。造鷹を手にすゑたり。御金幣持。神人一人。御祭禮奉行二人。二行。赤色衣冠。宿坊の院代一人つゝ付く。是は素絹輪袈裟なり。日光奉行。支配組頭二人。二行。素袍侍烏帽子。下知僧二人付く。同吟味役。其外諸役人。熨斗目麻上下着用にて供奉す。鹿沼今宮社家三人。木幡明神社家一人。烏帽子狩衣二行。素袍着五十人。橘の紋なり二行。麻上下着五十人。豐字紋なり二行。東照宮御神輿葵御紋附。白張着百人にて舁奉る。熨斗目麻上下五人つゝ二行。御太鼓。白張三人。御鉦鼓。白張一人。御枕木二基。白張四人。御金幣持。神人一人。素袍着二十人二行。山王御神輿巴の紋附。白張五十人にてかく。熨斗目麻上下二十人二行。御太鼓。白張三人。御鉦鼓。白張一人。御枕木二基。白張四人。御金幣持。神人一人。素袍着二十人二行。 摩陀羅神御神輿茗荷紋附。白張五十人にてかく。熨斗目麻上下二十人二行。大千度行者二十人。日光山伏三十人僧形。里山伏二十人有髮。御神輿御旅所に渡御の節。伶人御安座樂とて拔頭を奏す。夫より三本立の御膳を奉る。此時伶人十天樂を奏す。御本社と御拜殿の間。四間四方許の鋪石の上にて。東遊。駿河舞を歌舞す。舞人四人。紅紗の袍。下襲藤色。表の袴。白精好に青摺の模樣。下袴緋の精好の大口。陪從三人。紫紗の袍。蠟虎の縫物したる蠻繪。下襲玉蟲色。紫の奴袴。一人は拍板を持て。拍子取つゝ東遊の唱歌をうたふ。一人は高麗笛。一人は篳篥。又一人赤袍に白精好の奴袴にて。和琴を彈く。但し兩人左右に立て琴を持つ。是は煤竹色の袍に。蠟虎の縫の蠻繪。下襲は玉蟲色紫奴袴なり。四人の舞人は四隅に立て舞ふなり。舞曲終て御膳を撤す。此時伶人羅陵王を奏す。夫より還御になる。御祭禮奉行は。直に發駕。夜もいれず歸府する例なり（御旅所と申すは則山王の社にて。三間に二間西向なり。前に拜殿あり。是は四間に五間なり。其間凡四間四方許の鋪石にて。東遊は舞ふなり。また本社の北の方に東遊御再興の碑たてり）。

日光山蔵脩。東照宮祭禮京師伶人來奏東遊神樂。其後廢絶久不奏焉。吾一品大王欲復其儀。寶永三年秋請于大將軍綱吉公。大將軍速允其請。召伶人攝津守多久富。伯耆守狛近家。豐前守狛近任。杢權頭狛近業。左近將監狛永貞。係其曲于日光伶人。四年四月料給三百俵以充其費。自此每歲四月 九月脩祭之日必奏以爲常（保孝）受大王之命。謹記其由以勒于石。寶永五年戊子四月內藤內藏權頭從五位下藤原朝臣保孝謹書。」右以上下野國誌載る所を抄出す。なほ日光山志に詳なり就て見るべし。さて德川氏代々日光社參の式は。殊の外嚴なることにて。其時々布達せし法令等を見れは當時の情狀を知るに足るべければ。繁雜を厭はす左に抄錄すべし。

【社參法令】德川氏の時將軍御社參の時は非常の大準備をなし。軍令に似たる法令を發布せり。元和三丁巳年四月。台德公社參法令。「條々」。今度御供之時脇道すへからす。 竝町通家之際左右をよけて神妙に可供奉事。」御泊へ御着座之時（東武實錄には路次中御着座之刻に作る）馬より下り。馬は其所に置。御供之衆を通し。其の次に馬を通し。其後諸道具を通すへき事。附御座所へ御供之事。當番衆之外可爲無用。若此旨相背においては過料として銀子壹枚可出事。」自然如何樣之儀出來候共。番頭。組頭之下知なくして。其身之事は勿論下人等に至迄不可出事。」馬上之際に召つるゝ歩行ものゝ儀。馬取二人。沓持一人。草履取一人。持鑓一本。 此外若黨をめしつるへき事。」 騎馬之中へ乘替之馬引入へからす。 若相交者あらは。銀子壹枚可出候。但有御用御召之人之馬は可爲格別事。」 御供之時馬之口とらする儀竝高聲仕に付而は銀子壹枚可出之事。」御目付之面々竝諸奉行。過料可出儀仕輩を見のかし聞のかし於令用捨者。 銀子壹枚右之輩可出之事。」 諸道具入込に參間敷事（東武實錄には通るましき事に作る）。」 御泊へ御着座之時。於町中笠頭巾可取事。」 於町通馬

トウセ

之口洗へからず。竝馬に聲かくへからさる事。」何も組合無之分は。日行事を定。御前へ可相詰事。右可相守此旨者也。元和三年四月十二日（東武實錄。條令）。元和五己未年五月十一日。社參法令（台德公）「條々」。今度御供之時不可脇道。竝町通家之際左右除之可供奉事。過料銀壹枚。」喧嘩口論火事其外如何樣之儀雖爲出來。番頭。組頭之下知なくして。其身之事者勿論下人等に至迄。一切不可出之事。曲事」今度御供中人返之儀令停止之畢。自然於申旨有之者。還御以後可及沙汰事。」路次中御着座之刻。馬よりおり。馬は其所に置。供之ものを通し。其次に馬を通し。其後諸道具を可通事。過料銀壹枚。」御着座之時。當番之外不可御供事。過料銀壹枚。」御目付之面々竝番頭諸奉行人之儀者不及沙汰。縱如何樣之もの申斷といふとも。御法度之旨不可違背事。曲事。」馬上之際に召連歩行者之事。馬取二人。沓持一人。草履取一人。持鑓一本。此外可召連若黨事。附騎馬之中へ乘替之馬不可牽入。但御用有之被爲召者は可爲格別事。過料銀壹枚。諸道具入交通るへからざる事。小荷駄は右之方を通すへし。但山坂にては小荷駄を山之方へ可通事。」御供之時猥藉之儀。其身は可爲死罪。主人は可爲過料事。」濫に不可伐採竹木事。」作毛之場に馬を放置へからざる事。」御供之時馬之口をとらせ竝高聲すへからさる事。右之條々若於有相背族者。隨科之輕重。或は死罪流罪。或は可爲過料。自然御目付之者竝番頭諸奉行人。見遁聞遁令用捨者。可出過料。猶下知狀相見者也（舊記下知狀を脫す）。元和五年五月十一日（東武實錄。條令）。元和八壬戌年四月。社參法令（台德公）。供奉條目「條々」。今度御供之時不可脇道。竝於町通家之際左右を除可令供奉。若違背之族あらは。過料として銀子壹枚可出事。」喧嘩口論火事其外如何樣之儀出來候といふとも。番頭。組頭之下知なくして。其身之事は勿論下人等に至る迄。不可出候。若相背輩は可爲曲事事。」路次中御着座之刻。馬よりおり。馬は其所に置。供之者を通し。其次に馬を通し。其後諸道具を通すへし。若違背之輩あらは。爲過料銀子壹枚可出事。」今度御供中人返之儀一切令停止畢。自然於有申旨は。還御以後可及沙汰事。」御着座之時。番之外御供すへからす。自然相背もの於有之者。銀子壹枚過料たるへき事。」御目付面々竝番頭諸奉行人は不及沙汰。縱如何樣之もの申といふとも。御法度之旨不可違背若猥之輩於有之者。爲過料銀子壹枚可出事。」馬上之際に召列かちものゝ事。馬取二人。沓持一人。持鑓一本。草履取一人。此外若黨を可召事。附騎馬之中へ乘替之馬不可引入。但爲御用被爲召者之馬は可爲格別。若違背之輩あらは銀子壹枚可爲過料事。

トウセ

組頭無之者之分。其仲間として日行事を定。殿中に可相詰。自然猥之事あらは。銀子壹枚過料たるへき事。御供之時馬の口をとらせ。竝高聲すへからさる事。附馬に聲をかくへからす。竝御泊之町にて馬の口洗ふ可らす。若於違背之族者。銀子壹枚過料たるへき事。」諸道具入交通すへからす。自然猥之輩於有之は。銀子壹枚可爲過料事。」小荷駄は右之方を可通・但し山坂にては。小荷駄は山之方へ付て可通事。」不可押買猥藉。若違背之輩においては可爲曲事事。」作毛之場に馬を放へからす。違背之族有之者。隨其輕重可出過料事。」猥に不可剪採竹木。自然相背輩あらは。其の輕重により可出過料事。」御目付之者番頭諸奉行過料出可申儀を。見のかし聞のかし於令用捨者。銀子貳枚右之面々可出事。右可相守此旨者也。元和八年四月。同上。宿賃出不申者。過料銀五枚之事。但御陣御上洛之時は。雖爲成敗今度者就御社參。過料銀壹枚之事。」他人之宿札剝候もの。過料に定候事。」自分之宿札剝候もの。過料銀三枚之事。」天氣能時。雨道具騎馬之中へ爲持候もの。過料銀子壹枚之事。但笠者不苦事。」御泊之所竝御茶屋にて。差圖無之衆猥に食を給候もの。過料銀壹枚之事。」御供之刻。刀。筒傘其外に何にても見苦きもの。騎馬之中へ入ましり申者（東武實錄には入交爲持申者に作る）。過料銀子壹枚之事。」御着座之時。御供之衆馬よりおりす。直に宿へ乘込候もの。過料壹枚之事。」御供之時猥藉いたし候もの。成敗之上其主人より過料銀子貳枚之事。右可相守此旨者也。元和八年四月。」人馬宿賃之定。」人に四文。」馬に八文。但自分之薪たき候はゝ。人に貳文。馬に四文。馬屋なく外につなき。自分之薪たき候はゝ。馬は貳文可出之事。亭主之薪たき候て。馬を外につなき候とも。四文可出事。右可相守此旨者也。元和八年四月（東武實錄。舊令集。十三本御制法）。寛永五戊辰年四月。社參法令（台德公）供奉條目二通。前に記する元和八年の條目に同し。其他雜令一篇あり。左に記す。「覺」。路次にて沓打候時。主人をあをくへからさる事。」宿札之所へたとひあき候とても。斷なくしてはいるへからさる事。」身なりかふきたるものを召連候儀。可爲無用事。」路次中。沓。草履以下其外何にても。買物いたし候時。賣主合點不致事か。又は惡錢を出し通儀。堅停止之事。」路次中宿にて如御定木ちんを出し。請取手形を取可罷出事。以上（十三本御制法。舊令集）。寛水九壬申年三月。社參法令（大猷公）供奉條目。今度日光御供之時不可脇道事。」殿中において喧嘩口論之刻。兼日如御定其番切り可相計之。竝於町中有之は。其町

に有合ものとして可及沙汰。濫に不可驅集事。」御泊之町において火事有之時。役人之外不可出合事。」今度供中人返之儀令停止畢。自然申旨有之においては。還御以後可及沙汰。但重科之者は爲格別之間。奉行所へ申斷可請裁許事。御着座之時御定之外。御殿へ不可供奉事。御着座之刻。馬より下り候て以後之次第。みたるへからさる事。」目付之面々竝番頭諸奉行人之儀者不及沙汰。縱如何樣之翟雖申斷。御法度之旨不可相背事。」御供之時狼藉者之事。依其働可申付事。」小荷駄馬は右之方へつけ可通之。但山坂にては。小荷駄を山之方へつけて可通事。」諸道具入交不可通事。」猥に竹木を不可伐採事 附作毛之場に馬を不可放置事。右之條々科之輕重に隨ひ可申付之。自然目付之もの番頭諸奉行人。見遁聞遁令用捨者可爲曲事。此外者具に載下知狀もの也。寛永九年三月十六日。」下知狀。脇道町際行事。過料。」御殿に火事之時は。如書付御前衆御目付衆之外參るへからさる事。過料。」町中において火事有之刻者。目付衆御使番竝火之番之御弓御鐵砲頭之面々任差圖。其近邊之もの火を消べき事。過料。」御着座之刻。馬より下り。馬は其所に置。供之ものを通し。其次に馬持鑓を通し。其後諸道具を通すへし。濫之翟之事。過料。」御着座之時。御定之外御殿へ御供すへからす。若猥之翟之事。過料。」御目付御番頭諸奉行之儀者勿論。如何樣之人にても。御法度之旨申斷之處。令違背翟之事。依其科可言上。又者可爲過料事。」御供之時狼藉ものゝ儀。依其働可申付。但主人依其品過料を可出事。」馬上之際に召列者の事。若黨一人。馬取二人。沓持一人。草履取一人。持鑓一本たるへし。但番頭者若黨三人。組頭者二人。其外役人者格別之事。」騎馬之中へ乘替之馬引入躍之事。過料。但被爲召人之馬は格別之事。」御供之時馬之口をとらせ。竝高聲之事。過料。」御泊之町に而御着座之刻。馬之口を洗ふ事。過料。」行列之時諸道具入交通す事。過料。」作毛の場へ馬を不可放置。若相背之族あらは。隨其輕重過料を可取事。」猥に竹木を伐採事(元和八年の條目には自然相背輩あらは。其輕重により可出過料事とあり)。」御供番不參之事。隨其分限過料可出事。路次中御泊所御番之儀。如御定たるへき事。」宿貸不出ものゝ事。其分限に隨ひ可出過料事。」自分之宿札剝事。過料。」人之宿札剝事。過料。」天氣能時。雨道具持者之事。過料。但笠は不苦。」御泊所竝御茶屋に而。無差圖むさと振舞致ましき事。」御供之時。騎馬之内へ刀。筒傘其外何にても見苦敷物入交る事。過料。」御着座之刻。御供之衆馬よりおりすして。直に宿へ乘込輩之事。過料。」不依何事。かりこと申族可爲曲事事。」組頭無之衆は。仲間として申合。一人つゝ殿中に相詰可申事(元和八年の條目には

自然猥之事あらは。銀一枚過料たる可き事とあり。」押買停止之事。若猥之族あらば可爲曲事事。」御目付番頭諸奉行人等。御法度之旨見のかし聞のかし於令用捨者可爲曲事事。右可相守此旨仍執達如件。寛永九年三月十六日。大藏少輔。丹後守。伊賀守。信濃守。讚岐守。大炊頭。雅樂頭。」供奉人員「覺」高三百俵より四百五拾石迄拾人。鑓一本一人。馬一匹二人。草履取一人。挾箱一人。人足二人。臺所賄人一人。若黨二人。」高四百六拾石より六百五拾石迄拾貳人。鑓一本一人。馬一匹二人。草履取一人。挾箱一人。人足二人。臺所人竝賄人二人。若黨三人。」高六百六拾石より九百五拾石迄拾三人。鑓一本一人。馬一匹二人。草履取一人。挾箱一人。人足三人。臺所竝賄人二人。若黨三人。」高千石拾八人。鑓一本一人。鐵砲一挺一人。馬二匹五人沓持共。草履取一人。挾箱一人。人足三人。若黨三人。臺所人竝賄人二人。小性一人。」高千百石拾九人。鑓一本一人。鐵砲一挺一人。馬一匹五人沓持共。草履取一人。挾箱一人。人足三人。若黨四人。臺所人竝賄人二人。小性一人。高千二百石より千四百石迄貳拾人。鑓一本一人。鐵砲一挺一人。馬二匹五人沓持共。草履取一人。挾箱一人。人足三人。若黨五人。臺所人竝賄人二人。小性一人。」高千五百石貳拾壹人。鑓一本一人。鐵砲一挺一人。馬二匹五人沓持共。草履取一人。挾箱一人。人足三人。若黨六人。臺所人竝賄人二人。小性一人。」高千六百石同上。」高千七百石貳拾三人。鑓二本二人。鐵砲一挺一人。馬二匹五人沓持共。草履取一人。挾箱二ッ二人。人足三人。臺所人竝賄人二人。若黨六人。小性一人。」高千八百石同上。」高千九百石貳拾四人。鑓二本二人。鐵砲一挺一人。馬二匹五人沓持共。草履取一人。挾箱二ッ二人。人足三人。臺所人竝賄人二人。若黨七人。小性一人。」貳千石以下者其分限に隨ひ。夫々之人數可爲如書付事。」貳千石より壹萬九千石迄は。馬上弓鐵砲以下可爲半役。但半役之騎馬之内にて。物頭諸役人を可召連事。」小屋掛之面々。貳萬石より四萬石迄は。是又可爲半役。物頭諸役人を右騎馬之内にて可召引事。五萬石より九萬石迄は馬上三拾騎。但物頭役人等をも右之内たるへし。諸道具以下可應馬上員數事。」拾萬石以上は。馬上四拾騎。物頭役人等右之内たるへし。諸道具以下。馬上數量に可應事。」此外遠國之面々たりといふとも。小屋掛之御番仕二萬石以上之衆も。可爲如御定事。」遠國之面々召列人數之覺。」二萬石より三萬石迄。馬上五騎。諸道具以下馬上に應し可減少事。」四萬石より六萬石迄。馬上七騎。諸道具以下。馬上に應し可減少事。」七萬石より九萬石迄。馬上十騎。諸道具以下。馬上に應し可減少事。」拾萬石以上之衆。馬上拾五騎に過へからす。勿論諸道具馬上に應し可減少。但物頭も右

トウセ

拾五騎之內たるへき事。以上。」從者行裝制規「覺」鐵砲袋猩々緋竝羅紗停止之事。」諸道具金銀箔之紋停止之事。」虎皮らつこ豹皮鞍覆停止之事。」絹手綱停止之事。」徒若黨竝小もの中間衣類。常々御定之通たるへき事。」乘懸馬蒲團等。美麗なる儀無用之事。」馬衣木綿之外無用之事。」金銀のしつけ停止之事。以上。」人馬宿賃之定。定宿賃之事。薪之代ともに一人に付六文。馬には拾文たるへき事。附人馬之宿賃以下。御定之外增錢取もの有之は。三十日可籠舍。竝其町之年寄過料として五貫文。其外は家一間より百文つゝ可出候事。」增錢之事。一駄に付一里に貳拾文。但山川有之所には增錢加之。」人足賃は馬之半分たるへき也。以上（東武實錄。條令。十三本御制法）。

寬永十七庚辰年四月。社參法令（大猷公）供奉條目（寬永九年の條目に同し。但し本年より過料の目を除く）。下知狀。」於御殿喧嘩。口論。火事等出來之時。酒井讃岐守。堀田加賀守。松平伊豆守。阿部對馬守。三浦志摩守。朽木民部少輔。竝常々御側に相詰候輩之外者。不及參上。宿々罷在。可相守御下知事。」御泊之城々にて喧嘩。口論。火事等之時。其所に有之輩は。表門。裏門其最寄次第。廣所へ罷出有之可任差圖事。」御殿に火事等之時は。殿中に有之馬を。其むき〳〵之口迄牽寄可申事。」御泊之所之外。御先御跡に有之面々。一切不罷出。其所に有之て差圖待可隨其議事。」御泊所にて火事之時。火消役人は其守護人之者に可申付。雖然加々爪民部少輔竝御目付使番之內非番之輩。右兩人に相加り可致差圖事。」於今市御用人竝出仕出之輩之外。面々宿に有之て火之用心等可申付事。以上。」雜令「覺」。宿賃可爲如御定事。自他之宿札不可剝之事。」晴天之時騎馬之中へ雨具不可持之。但笠は不苦事。」御泊之所竝於御茶屋。無差圖而振舞不可致事。」供奉之時騎馬之中へ持鑓一本之外。諸色不可入之事。附御着座之刻。御供之衆不下於馬而。直に宿へ不可乘入事。以上（十三本御制法。慶綠記。嚴制錄。舊令集）。

寬永十九壬午年四月。社參法令（大猷公）供奉條目（寬永九年の條目に同し）。下知狀（寬永十七年の令に左の三條を增加す）。」於御泊之所。御目付非番之輩可致夜廻事。」日光山においても若火事令出來者。其家に有之輩入精可火消。其外は宿々を相守。其上類火無之樣に致し。一切不可出事。〇町中に火事有之時者。其一町切に可計之。但松平右衞門大夫。秋元但馬守罷出可申付事。以上。」留守中法度。」今度留守之儀。萬事土井大炊頭。松平伊豆守相含之間。相談之上可受差圖事。」於本丸城中。縱如何樣之儀雖令出來。御留守居之輩。竝大番頭。書院番頭。小性組頭。令相談可相計之。不依何事談合之刻。不立私之所存。可付多分事。附折々本丸見廻可申事。」於城外何篇之儀雖有之。一切不可出事。右條々可相守此旨者也。寬永十九年四月十三日。小笠原右近大夫とのへ。」同上。」今度留守中本丸之儀者。七人相含之間。萬事入精可申付事。」自然火事令出來者。二之丸御宮へ內藏允罷越。書付之通可相計之。內匠頭は竹千代に可相付。奧方之者共は。殘五人之者共之內。伊豆守と令相談。三人其外當番之番頭召連可出候。今二人者城中に有之て可申付事。」喧嘩口論禁制之上は。縱如何樣之子細有之共。社參相濟之上可及沙汰。若違背之輩有之者。不論是非雙方可誅伐之。於殿中令出來者。其一座として可相計之。萬一令荷擔者其科可重於本人事。」門出入之儀不依誰。七人へ無斷者不可通之。縱大炊頭。伊豆守たりといふとも。以手形可相通事。附奧方に煩人有之者。定置醫師養生可申付之事。」自然如何樣之儀城外に雖令出來。城中番之者は一切不可出事。右條々可相守此旨者也。寬永十九年四月十三日。牧野內匠頭とのへ。酒井和泉守とのへ。杉浦內藏允とのへ。宮崎備前守とのへ。筒井內藏允とのへ。松平庄右衞門とのへ。永井五左衞門とのへ（十三本御制法。慶綠記。嚴制錄。舊令集）。

慶安元戊子年從閏正月至四月。社參法令（大猷公。供奉條目。竝下知狀。留守中法度。及雜令等。寬永十七年以後の例に同し）。奉公人期限。」日光御社參に付。奉公人一季居出替之事。當年暇を乞出候事堅御法度に候間。去年之請人を其儘相定。奉公仕事。閏正月朔日。」修路。」町中海道惡鋪所へ。淺草砂に海砂ませ。一町之內高ひくなき樣に中高に築可申事。竝ごみ又どろに而海道つけ申間敷事。」下水竝表之みぞ滯なき樣に。所々に而ごみを淺上け可申候。水へごみ芥少も入申間敷候。若ごみ芥入候はゝ可爲曲事事。二月。」通船檢査。」今度御留守中。入川入堀船にて不審成もの通候はゝ。改早々御番所へ可申上候事。四月。」行輿近側警衞之達。今度日光道中御駕籠近所。竝御先御跡騎馬にて御供之面々へ。伊豆守。民部少輔列座有て。傳上意之趣所謂。牧野佐渡守。齋藤攝津守。內田信濃守。柴田筑後守。御使番。御目付。御弓。鐵砲頭。御鑓奉行。小十人組頭。御腰物持頭。御藥込衆。諸道具奉行。御玉藥奉行。御弓矢奉行。」口上之覺。」今度道中御成之刻。若御駕籠之あたりに狼藉もの氣違抔有之者。御側御供に參候ものゝ內。左右をわかち。其方に供奉仕もの可計之。又御先御跡にて狼藉もの氣違等有之候共。一切驅付不申。御下知を相待上意次第に仕へし。若右之通於相背者。如何樣之儀仕候共。其ものゝ越度たるへき之旨被仰出候。縱御左右に御供仕候もの。狼藉者氣違等相計候共。大勢不參樣可仕事にも不成儀に。大

勢驅集御駕籠之あたりを明候はゝ。越度に可被思召之旨上意也。又日光御成之儀候間。打擲程之科者押置可申候。殺候程之科者打擲可仕候。然共時之品に寄。死罪不仕して不叶儀は。可爲格別之旨上意之事。」御供之騎馬之內へ。狼藉もの氣違等於來は。其所に有合面々可計之。差圖無之處に大勢集。騎馬混亂仕候はゝ。可爲越度。御先に有之騎馬之もの共。御下知無之して驅付申間敷候。御跡に有之とも可爲同前。見合馬より下立。御下知を可相待旨被仰出之事。」御徒頭小十人頭へ被申渡條々。口上之覺。」御成道筋見物之雜。餘り御通近く不能出樣に。御先へ參候御徒行之頭見計置可申候。御駕籠より拾間計も間有之樣に可仕事。但町竝にては隨分押寄少成共。御駕籠へ遠樣に可仕事。」小十人組御徒行衆と。御藥込御腰物持之衆御供之儀。道中御左右御先御跡を相定。若日安杯捧候もの有之時。其方に罷出候もの。番に仕取扱可申候。多勢寄集申間敷事。」供奉日割竝雜令(供奉日割略之)」於馬立場面々家來堅申付。相番中とも被申合。作法惡敷無之樣可致事。」御供之時。羽織袴可被致着事。騎馬之日。下々雙辨當腰兵粮可然事。」諸道具奉行騎馬之時。侍三人可被召連事。」烏帽子。素襖可被持參事。」〇□□付たる羽織無用之事。」江戸出御之前日。發足之面々も。江戸御立の日より。御扶持方米可被請取事。」江戸着御之日は。御扶持方米不被下事。」夜廻進物番四月朔日より休。五月五日より可爲勤番事。」御番衆休右同斷之事。」城下所々に而音物有之は。被致受納間敷事。」面々宿々に而。宿賃無相違請取候と有之證文。宿より取被申可然事。」泊々に而御番衆番頭宿へ被參儀無用。但組頭へは參着之段屆可有之事。」服有之者御供は被致候得共。日光において御殿へ被出儀。又は御社參之御供者不罷成候。自分として御佛殿へ參詣之儀は。脇道有之故不苦候事。以上(撰要永久錄。舊令集。正保事錄。大成令)。

慶安二己丑年四月。社參法令(嚴有公。供奉條目。下知狀。奉公人期限。從者服制等。前年及寬永度の例に同し)。修路竝に行儀拜見者之規則(此達は發途歸府共同文なり)。」今度日光へ大納言樣就御參宮被爲成候道筋には。廣一間半に海砂を敷。兩脇銘々家之前には淺草砂を置可申候事。」被爲成候時分。拜申ものゝ事。形儀能仕女童子出家者。椽之上に而おかみ候而も不苦。男子之分は地に罷在拜可申事。二階よりのそき候儀堅御法度之事。」奉公人竝うさん成ものは御法度に候間。置申間敷事。」被爲成候日者。月行事自身罷出。掃除之儀は勿論。火之川心成程念を入可申渡候事。四月。」供奉之女中條目。」今度日光御供之女中御泊所。竝御茶屋之外一切脇へ立よるへからす。勿論御着座之後。表固め之外へ一切出へからさる事。」御先へ參また者はした女以下。朝ことに六半時分罷出。御泊所迄直に參るへし。脇へ立よるましき事。」出御竝御着座之時。乘物より乘下りは。奥方之げんくわんたるへき事。」總而何事によらす。宮さき備前守。久松さへもんさしづにまかすへき事。」女中手前の侍小ものゝ儀は。山本彌兵衞。宮崎備前守。與力竝乘物そへの御かちの衆差圖に隨ふへき事。右此旨を守らるへし。若相背輩あらは。科の品によりきつと仰付らるへきもの也。慶安二年四月五日。」還府布令。」大納言樣明日還御就被遊候。拜に出申者之事。其町には月行事計跡に殘置。火之川心成程念を入可申付候。其外家持之儀。月代を剃。上下を着し。明朝五つ時々分に。先日罷出候下谷之末新町へ可被罷出候　刀脇差帶候事堅無用可被致候。店之者に而も拜度と申候はゝ。右之通相心得召連可被參候。町年寄罷出吟味致候間。月行事之外不殘被參候樣。急度町中へ可被相觸候以上。四月二十二日(嚴制錄。大成令。正保事錄)。

寬文三癸卯年四月。社參法令(嚴有公。供奉條目供奉人員同服制。竝に寬永九年の例。雜令同十七年の例。留守中法度同十九年の例。奉公人期限慶安元年の例。以上今略之)。下知狀(寬永十九年の下知狀に末狀を異にするのみ)。從享保十二丁未年八月。至同十三戊申年五月。社參法令(有德公)。參賀之達「覺」。來年四月日光山御社參可被遊旨被仰出候に付。爲御祝儀明十八日總出仕之事。」西丸へ爲御祝儀明日總出仕之事。」右爲御祝儀老中。若年寄宅へ何れも可相廻候事。但萬石以上病氣幼少之面々は。在國。在邑之面々竝隱居之面々は。飛札可差越候。對馬守方へ者格狀を以て可申越候事。右之通可被相觸候以上。八月。」萬石以上以下供奉竝勤番制規。」拾萬石以上旗五本。鑓七拾本。弓三拾張。鐵砲百挺。馬上四拾騎。」五萬石以上旗四本。鑓六拾本。弓二拾張。鐵砲八十挺。馬上三拾騎。」四萬石以下は可爲半役候〇三百石より五百九拾石迄人數拾人。鑓一本。馬一匹。」六百石より九百九拾石迄人數拾貳人。鑓二本。馬一匹。」千石より千五百九拾石迄人數拾三人。鑓一本。馬一匹。鐵砲一挺。」千六百石より千九百九拾石迄人數貳拾人。鑓一本。馬二匹。鐵砲一挺。」貳千石以上者可爲半役事。」布衣以上之御役人。五百石以上は鑓貳本。人數拾五人。千石より千九百九拾石迄は。鑓貳本。馬貳匹。人數貳拾人可召連事。」衣服紗綾縮緬より上之品無用。竝徒若黨小者中間衣類等。御定之通猶以かろく可仕事。但袴純子。繻珍。繻子之類無用之事。」鞍覆馬鞁駄覆羅紗天鵞絨毛革無用。尤羅紗押掛絹手綱無用之事。但馬絹木綿之外無用之事。」

トウセ

乘掛馬蒲團等。彌結構成儀無用之事。」騎馬御供之面々は桐油可用之。其外供に召連候下人一同紙合羽可用之事。右書面之通相心得尤結構成儀美々鋪事堅仕間敷候以上。」諸色價直竝に兩替屋法度「覺」。來年四月日光御社參に付。御供之面々。道中諸入用之品々諸道具竝草履草鞋等迄。平生之直段より高直に賣出し申間敷候。右品品之元直段附。兼て問屋共より書出させ置候條。高直に賣候儀相知候はゝ急度可申付事。諸色國々在々之元直段高直に出候はゝ。其向々之商賣人共より可申出候。且又江戶表竝在々において。其商賣筋にて無之者共。〆賣買拵致し候族有之旨相聞え不屆候。是又其筋々之商賣人より可申出候。吟味之上急度可申付事」兩替切賃錢故もなく高直に致間敷候。竝買置〆賣致し候者有之は。兩替屋。錢屋仲間之內より可申出候。吟味之上急度可申付候事。右之趣致違背之事になそらへ諸色高直に致候はゝ。後日に相知候共。江戶表商賣人共は不及申。國々在々之者迄呼寄。曲事可申付候。右之通可被相觸候。十一月二十一日。」雇駕籠賃銀竝奉公人期限。」來年四月日光山御供之面々。御當地町方より雇候駕籠之もの。竝諸日雇賃銀之儀。一切高直に致間敷旨。町方へ相觸候日光迄參候直段書。兼而取置候之間。雇候面々其心得に而可相雇候。若過半賃銀高直に致者有之候はゞ。町奉行所へ其段可被相達候。奉行所に而吟味有之筈に候事。」武士方一季居の奉公人。來年三月迄之極に候共。主人勝手次第只今迄之請人に而。其儘召仕候筈に候之間。主人より暇出候儀者格別。奉公人より暇取候儀仕間敷旨。町方へ相觸候之間。其旨可被相心得候。若違背候もの有之候はゞ。其段町奉行へ可被相達候。右者御供御留守之面々も同前之儀に候事。右之通可被相觸候。十一月。」通船檢査。」日光御社參御留守中。中川筋御船手より船改之儀。江戶船問屋より判鑑取置引合相改通候事。」近國之獵船。押送船。五大力竝江戶廻り之茶船。滯舟之儀者。晝夜共に出入候故。御船手より前方に不殘木札判鑑渡置。挑燈印致し遣見合通候事。」手負繩付竝武具之類不相通候事。」出家女竝前髮有之者。其の支配より手形取通候事。右之趣被得其意。委細之儀は御船手相談支配所へ可被相觸候以上。正月十九日。」供奉參勤之面々日光拜禮竝進獻物程式「覺」。來月日光御參詣之節。御供竝勤番之面々御宮。御靈屋拜禮可有之候。御供之面々者。御參詣當日還御以後勝手次第拜禮可被致候。勤番之面々者。日光御發駕以後彼地發足被致候迄之內。勝手次第拜禮可有之候。御太刀金馬代。拾萬石以上。御太刀馬代銀五枚。五萬石以上。同銀貳枚。壹萬石以上。但壹萬石以下者御太刀馬代銀壹枚。尤於江戶御法事之節御香奠獻上の分計可差上候。」御靈屋

へ獻上物銀五枚拾萬石以上。同三枚五萬石以上。同壹枚壹萬石以上。但萬石以下者不及獻上候。右之通可被相觸候以上。三月三日。」行赦の令。三奉行へ。日光山就御社參赦可被仰付候間。享保十巳四月の格にて可被書出候。尤從日光還御以後當五月中書付可被出候以上。三月。」留守中市中取締規則。」町々火の元の儀別て入念出火無之樣に相守可申事。」平生風烈の時分計。町々火の見所に番人上け置。火消人足致支度罷在候得共。御留守中は平日共火の見番晝夜差置。火消人足も支度致し差置。晝夜右人足手分致。名主月行事召連支配の內相廻り可申候。出火計にても無之怪敷ものも有之候はゝ。早速召捕奉行所へ召連可罷出候。勿論捕違候分は不苦候事。」町方自身番。中番の儀先年差免候得共。御留守中は晝夜自身番。中番相勤。町方の木戶五ッ時限り締候間。往來の者拍子木にて送り。疑敷體のものは。是又召捕奉行所へ可訴出事。右之趣急度可相守候。晝夜與力同心相廻候間。其旨可被相心得。若申付未熟にて違背の儀於有之者。其所の名主五人組始急度越度に可申付候以上。三月。」道路修飾竝行儀拜見者規則。」御道筋町屋前水手桶拾間に一ッ宛差置。盛砂も可致事。」御道筋町々家作竝木戶致破損候分は其所計繕ひ可申候事。御道筋町屋男女之儀。上野。增上寺御成之格に相心得。男之分は家之內土間に罷在。女之分は見世に可罷在候。隨分不作法無之樣に可致候事。右之趣御道筋町々へ急度可申渡置候。三月。」供奉條目「條々」。今度日光供奉之時不可脇道事。」喧嘩口論猶又可相愼之。若無據儀者可爲後日沙汰事。」火之元專一可入念事。」今般供奉中人返候儀令停止之訖。但重科之者は爲格別之間。奉行人へ申斷可受裁許事。」目付之面々竝番頭諸奉行人之儀は不及沙汰。縱如何樣之輩雖申斷之。法度之旨不可違背事。」押買押賣停止之。竝濫に不可伐採竹木事。附作毛之塲に馬を放置へからさる事。公役に事を寄せ。百姓町人に對し非儀無之樣に。至下々迄堅可申付事。右條々於有違犯之族者。隨科之輕重可申付。自然目付之者竝番頭奉行人。見遁聞遁令用捨者可爲曲事。此外載下知狀者也。享保十三年四月三日」下知狀。今度供奉中萬一喧嘩。口論。火事令出來者。近所之輩早速出合可鎭之。其時猥に不驅集。面々旅宿に有之て御下知を可被相待事。附御泊之外。御先御跡に有之面々も。其所に有之て御左右に可被隨事。」喧嘩口論火事之時。御座所へは水野和泉守。松平左近將監。大久保佐渡守。水野壹岐守。竪別紙書付之面々可有參上事。」御泊所にて火事之時。火消役能出火を消すへし。竝其守護人家來可申付之。御目付御使番罷出可有差圖事。」於御泊之所に。御目付非番之輩夜廻可致事。御着座之刻。馬より下て以後之

次第亂る可らす。竝書立之外御旅館へ不可供奉事。」小荷駄馬者右之方へ可通之。但山坂にては。小荷駄を山之方へつけて可通之事。但諸道具入交不可通事。」晴天之時。騎馬之中へ雨道具不可持之。但笠は不苦事。」供奉之時。騎馬之中へ持鑓一本之外。諸色不可入之事。」常々御法度之趣相守不作法無之樣に下々迄可被申付事。右可相守此旨。若違犯之族有之は。糺科之輕重可被處嚴科之由。堅所被仰出也仍て執達如件。享保十三年四月三日。左近將監。和泉守。」留守中條目「條々」。今度留守中平日之事。戶田山城守含之間可相計之。若異變出來之時者。大納言可有下知之條。可存其旨事。」於城外何篇之儀雖有之。城中番之輩不可出。可相待差圖之事。」喧嘩。口論猶更可相愼之。若無據儀者後日之可爲沙汰事。附於城中萬一喧嘩口論有之時は。其近所之輩可鎭之。猥に不可出合事。」城中竝所々勤番之面々者。兼て定置候法度之趣堅可相守事。」火之用心別て可入念。自然城中火事於出來者。殿中番之輩者山城守。本多伊豫守。竝番頭可任差圖事。右之條々可相守此旨者也。享保十三年四月。」市街往來止之達。」來る十二日夜戌刻より翌十三日御成相濟候迄は。御用は格別供奉之面々供廻同勢之外者。一切御成御道筋往來相留候間。其旨可被相心得候事。但急病にて醫者等之儀は。入留之場所へ斷を立呼寄可申候。」御役又は御番等にて御城へ罷出候面々。御成御道筋屋敷有之分も致出宅。早速脇道へ罷出可相通候。其外之輩は猶以脇道可被致往來候事。」還御之節も。二十一日辰之刻より人留可申候。前條之通可被相心得候事。右之通向々へ可被相達候。四月。」門規竝下乘下馬「覺」。日光御山中竝御泊之城々。大手門內馬上停止之事。」日光御旅館迄〆切之木戶々々。下乘之ために候得は。〆切之內は當地下乘之內之通可相心得候事。」御山口々暮六ッ時閉之。明六ッ時可開之事。」日光御供之面々。於御山下宿之外へ。家來等無用して不可出之。若無據用事有之候而於差出者其主人以證文御番所可通之。此旨寄々可被達候。但主人召連候而罷通候者。斷次第たるへき事。日光御供之面々下々に至迄。晴天。雨天共に一同笠用可申旨。向々へ可被達候。右之趣日光へ相越候面々へ不洩樣に可有通達候。四月。」服穢改之達。日光御供之面面。日光山到着之日より服穢改之事。先達而罷越候面々は。四月十六日之朝より服穢改可申候。右之趣向々へ可被相觸候。四月。」發途歸府竝留守中諸大名伺候之順序「覺」。當月日光御社參に付而。道中者勿論日光へも。使者。飛脚を以御機嫌被相伺候儀。可被致無用事。」御留守中者在府之大名より日々一度宛。伊勢守宅へ使者を以可被相伺御機嫌候。大納言樣御機嫌も。御留守中三度程。對馬守宅へ使者を以可被相伺候事。」在府之大名御番所へ相詰候面々之外者。御成御當日より還御當日迄。被致在宿專火之元念入。近所出火も候はヽ。早速人數を出し消留候樣に可被心得候事。」御成當日御譜代衆。詰衆。菊之間。緣頰詰。同嫡子共。諸番頭。諸物頭諸役人中。御目見可被罷出候。還御之節も右之面々者。御目見可被罷出事。」還御之節。御成之時御目見に罷出候面々之外不及出仕候。伊賀守宅へ以使者御機嫌被相伺之。爲御祝儀還御之翌日總出仕可有之事。」在國在邑之面々者。江戶御發駕之儀被承候以後。伊賀守。對馬守へ以飛札。各狀可被差越候。還御之儀被承候以後。老中對馬守へ使者可被差越事。右之通可被相達候。若年寄支配へ者從御目付相達候樣に申渡候間。可被談候以上。四月。」留守中門規其外達。日光御社參御留守中。御奏者番壹人。三奉行一人宛。大目付一人。右之外番頭其外輕御役人迄當番。詰番。泊番之外御用無之御役人者。不及登城候。右之面々常之通登城。老中。若年寄差圖次第退出可有之事。」詰衆本丸へ詰るに不及候。御留守中西丸へ一度。爲伺御機嫌可被罷出事。」御留守中式日立合內寄合共に延引可有之事。」所々之勤番之大名。其外代り無之者病氣之節者。嫡子有之面々者嫡子相勤可申候。代り無之は家來計可相勤候。諸番頭等助候頭無之時は。同役之內より見廻り可被相勤事。」所々御門番之面面。晝之內一度見廻り泊番可被致候。常者十日代り候得共。御留守中は五日代り可被相勤事。大手御門。內櫻田御門。坂下御門。紅葉山下御門竝矢來御門。右御門暮六ッ時〆切可申候。但平川口御門者常之通に仕。彌暮六ッ時以後者。出入無之樣可被致候事。但大手御門內櫻田御門坂下御門火事之節者。見合常之通可被心得事。田安御門。清水御門。馬場先御門。右三ヶ所御門御留守中〆切。晝夜共に往來無之樣可被致候。若火事有之節者早速御門開。火消者勿論其外往來有之樣に可被致事。半藏御門も晝夜〆切置。月光院樣御用計。斷次第手支無之通路有之樣に可被致候。尤火事有之節は。早速御門開。前條之通往來有之樣可被致候事。外櫻田御門。和田倉御門。竹橋御門。雉子橋御門。一橋御門。神田橋御門。常磐橋御門。吳服橋御門。數寄屋橋御門。鍛冶橋御門。日比谷口。右之御門々々も暮六ッ時〆切。斷有之者は參候先承屆御門通し可被申候。若火事有之節者。早速御門開。火消者勿論其外往來有之樣可被致事。」御櫓御多門等之窓たて可申候。尤役所に預り御道具入候御櫓御多門へ罷越候はヽ。其度々斷可被申聞事。」御城內御普請は相止可申事。伊賀守。本多伊豫守。泊相勤候に付。夜中急養子之節者。對馬守。松平能登守。願書請取候事。」御留守中萬石以下之面々御機嫌伺之儀。詰番有之分は

於御城。伊賀守。本多伊豫守へ御機嫌相伺。以廻狀仲間へ可申通候。尤兩人宅へ罷越相伺に不及候。詰番等無之面々者。御機嫌相伺に不及候事。」御留守中萬石以上へ相達候趣に准し。御番所へ相詰候面々其外無據用事者格別。猥に他出不仕致在宿。火の元等入念申付候樣に可心掛事。」日光御留守中者。日雇御城內へ入申間敷候。其段向々へ可被相達候。四月。」萬石以上日光參詣之達。今度日光山御社參相濟還御以後。壹萬石以上の面々。未日光參詣無之雜者。連々參詣可有儀に候。尤部屋住者不及其儀候。只今迄日光山へ御名代にて相越候得共。御宮拜禮無之輩。可有參詣事に候。」向後日光山御靈屋へ爲御名代罷越候面々。御宮拜禮の儀願次第可被仰付事。四月。」還府に付參賀之達。國持並萬石以上同嫡子。高家。御留守居。諸番頭。諸物頭。布衣以上御役人。右今後日光御社參首尾能相濟候爲御祝儀。來る二十五日五半時登城候樣に可被相達候。尤熨斗目絵半袴可有着用候。四月。」社參濟に付能拜見の達。今度日光御社參相濟候爲御祝儀。來る十一日十二日御能有之。見物被仰出候間。御留守居。諸番頭。諸物頭。布衣以上御役人。且又御目見以上の役人。寄合御番衆。小十人組迄。儒者。醫師。西丸共。兩日の內五時可有登城候。但十一日十二日之儀申合。兩日の內半分宛可被罷出候。小普請之面々は。月次に致出仕候分計罷出可申候。表向より出禮無之交替寄合。右同斷兩日の內五時可有登城候。」右御禮之儀者。御能見物仕候翌日。老中對馬守。石川近江守。若年寄松平能登守へ被相廻候。右之通可被相達候尤西丸御目付へも可被達候。五月七日（正保事錄。大成令。御書付留。寬保撰）。

安永五丙申年四月。社參法令（浚明公。條目下知狀其他雜令等享保度之社參に同し今略之）。

天保十四癸卯年四月。社參法令（愼德公。此回社參も亦享保度の例に同し。但し供奉並勤番之人員大半省略あり。之を左に記す。其他舊例に仍るものは皆略之）。日光山御宮御參詣に付。御供並勤番之面々武器之儀。別紙之通相減候樣被仰出候。尤右之割合に准し人數を減し可申旨被仰出候。右之通萬石以上之面々へ相達候間。萬石以下之面々へも其段可相達候。」別紙。日光山御宮御參詣に付御供並勤番之面。持參之武器並人數之覺。」拾萬石以上旗二本。鑓三拾本。弓拾五張。鐵砲四拾五挺。馬上拾七騎。」五萬石以上旗二本。鑓二拾五本。弓拾五張。鐵砲三拾挺。馬上拾三騎。」四萬石旗二本。鑓二拾本。弓七張。鐵砲二拾五挺。馬上拾騎。」三萬石旗二本。鑓二拾本。弓五張。鐵砲拾七挺。馬上七騎。」二萬石旗二本。鑓拾本。弓五張。鐵砲拾二挺。馬上五騎。」壹萬石旗一本。鑓七本。弓二張。鐵砲二挺。馬上二騎。」萬石以下供奉之面々。持參之武器並人數之覺。」九千石旗一本。鑓三本。弓一張。鐵砲三挺。馬上一騎。」八千石同上。」七千石旗一本。鑓二本。弓一張。鐵砲三挺。馬上一騎。」六千石旗一本。鑓二本。弓一張。鐵砲三挺。馬上一騎。」五千石旗一本。鑓二本。弓一張。鐵砲一挺。馬上一騎。」四千石鑓二本。弓一張。鐵砲一挺。馬上一騎。但兩番頭は旗一本。」三千石鑓二本。弓一張。鐵砲一挺。右之通相心得人數之儀も右に准し相減可召連候。委細之儀者懸大目付。御目付承合申候以上（御書付留）。以上社參令達類は。德川禁令考載する所を抄出す。

トウセムキヨウ　投扇興。投扇の戲は。漢土の投壺より出てたりといへり。投壺は二人一の壺に對して坐し。各三本の矢を投入れて點數により勝敗を定むるなり。投扇興は現時に至り。仍ほ罕れに行はるゝを見る。武江年表に。安永三年投扇の戲行れ。貴賤之を弄べり。」文政五年投扇の戲世に行れしが。辻々に見世をかまへ。賭をなして甲乙を爭ひしかは。八月にいたりて停らる。」嘉永二年投扇の戲行はる。大阪よりはやり來れり（投扇は投壺より出て。安永の頃。大阪の人工夫しけるとか。源氏物語五十餘帖の題號によりて其名目を定め。甲乙を爭ふと見えたり）。

トウダイ　燈臺。古へ行燈を燈臺といふ。トモシビの部を見よ。

トウダイ　燈臺は。これまで燈明臺と云へり。航海上尤とも肝要なる標目なり。神前の燈明として海岸の漁民が之を建設したる者古くよりあり。住吉の高燈籠を始とし。水戶の大洗磯崎神社。船橋の意富比神社。宮島の嚴島神社など皆この者あり。その船頭漁民の便となるより。之を發達せしめて。神燈と燈臺との用

住吉の高燈籠

下總船橋大神宮の燈籠亦此の如し

を兼ねしむるに至れるが如し。德川幕府のころは。漁獵船通行のために。燈明臺を設け。以て通船に便益を與ふるにいたれり。但し今日の如く發達せし者にはあらず。慶安元年。石川六左衛門勝重。能勢小十郎賴隆に命して。相州西浦賀港平根山(一名船見山)の麓に。燈明臺を設け。夜中廻船の目標となす。これ西洋の制に倣ふといふ。一話一言に。「豆州村々樣子大概書。豆州加茂郡川奈村(此村より八幡野へ三里)。此村方は南西に山を請け。東北に海を請くるなり。漁獵專レ之。耕作いささか。當村高百拾八石四斗九升皆畑なり。家數百九拾軒程有り。」漁業は春冬むつ。赤魚。夏秋鰹貝類なり。「明火堂とて川奈崎に在り九尺四方。其内あんどう三尺餘にして。四方布にて張り。其内へ紙張り致し其内にて燈し。廻船の當とす。油は一夜三合つゝ之積りにして。代金は紙代燈しん布代共に。一ヶ年八兩ほどのよし。支配の代官より渡すとなむ。とぼし人足は村役にて。一夜兩三人つゝ出し。雨風之夜は五六人も參り番いたし候由」と見ゆ。是等を以て往時のありさまを知るべし。嘉永以來各國と通信の道開けてより。幕府燈明臺の建設ありしかば。次て明治元年九月二十七日。薩土紀三州海岸要所へ燈明臺を築造すべき旨を達せられ。英國器械匠を差遣す。同二年正月。江戸灣口の觀音崎に標燈を揭ぐ。同年十一月。横濱港碇泊場の東南本牧より出張たる淺瀨の外面へ。一個の【燈明船】を設く。同二年安房領野島岬に燈臺を建つ。同三年三月。品川沖第四砲臺へ燈臺を設く。同年六月紀州大島の東岸樫之崎に燈臺を設く。同年十一月豆州神兒元島に燈臺を設く。同年十二月。相州城ヶ島の篝火を廢し。劍崎二所に燈臺を設く。同年觀音岬に設けたる固着燈火の帶狀を改色す。同四年二月二十五日達。燈臺建築は。海上の要路を撰み外國人と共議の上。已に箇所御決定相成居に付。府藩縣に於て猥りに築造するを禁ず。尤緊要の場所へ新に取立る向は。伺出の上取計はしむ。」同年五月。大阪安治川口天保山外三ヶ所に燈明臺を築き。每夜點燈す。同年七月。長崎港口の伊王島に燈臺を設く。同年八月。豆州石室崎に燈臺を設く。同年九月。大隅國佐多岬に燈臺を設く。同年十月。下關西瀨戸口六連島に燈臺を設く。同年十二月。豐前國國部崎に燈臺を設く。同五年五月和泉瀨戸苫ヶ島に燈臺を設く。同年七月。天保山竝和田岬に燈臺を設く。同年十月。豐前國白洲。讃岐國鍋島に燈臺を設く。同六年二月志摩國的矢港口安乘崎へ燈臺を設く。同年六月。豫州釣島。志州鳥羽港口菅島へ燈臺を設く。同七年四月。遠江國御前崎に燈臺を設く。同年十月。下總國犬吠崎に於て旋轉白色の燈明を設く。同八年二月。武藏國羽根田に於て不動綠色の燈明を設く。同年七月。筑前國島帽子島に於て第二等不動白色の燈明を設く。同九年一月。長門國角島に於て第一等閃射燈を設く。同年十月。青森縣下尻矢崎及宮城縣下金華山に燈臺を設く。其他新設改築燈色變更の事等見ゆ。然れども一々揭ぐるも要なければ略せり。而して遞信史要に揭ぐる所。他の航路標識の事をも併せ記したれど。要を悉したれば之を抄す。

我邦古來。三韓支那との航通開け。內國の海運も頗る發達せしを以て。航路の標識は。早く其設立を見るに至りしならん。今や文獻の徵すへきもの少なく。詳に昔時の航路標識制度を追討するに由なし。澪標の事は。遠く千有餘年以前。清和天皇の御宇に見ゆ。燈臺にして創立年代の明瞭なるは。慶長以來の設置に係るものとす。舊時の燈臺は。其構造甚た拙陋にして。燈器は從來の燈盞を用ゐ。油紙を以て其周圍を蔽ひ。僅に風雨を防遮するに止まり。或は燈器を用ひず。直に沙上に松薪を燒き。以て火光を水面に放つのみ。而して其効用は。多くは出入船舶を檢閱し。若くは漁船の標識に供するに過ぎず(工部統計志)。」往時沿海各所燈臺の所轄は。幕府時代に在りては。代官所管下に係るものは。代官之を管し。諸藩の封地に係るものは。藩主若くは其臣民之を管し。幕下知行所に係るものは。幕士自ら之を管せり。而して燈臺の建設費は。其所有者の負擔する所とす。然れとも其點火保存の諸費に至りては。燈税を賦課して之を支辨するものあり。賦課の方法は。或は積石に準據し。或は人頭帆別等に準據せり。燈費を課せさるものは。藩費若くは船主又は營業人より出す所の冥加金。漁民積立金を以て其費用を支辨せり(同上)。」慶應二年五月。英。佛。米。蘭の四國と關税條約を改締するに當り。其第十一條に於て。各開港場の近傍に航路標識を建設すへきを約し。同年政府は其設立位置を測量し。且つ英國公使に托して。燈明器械を購入し。又建築技師を招聘せり。是に於て洋式に倣ひ航路標識を設置するの事起る。

【航路標識の主管廳】明治元年四月。政府は神奈川裁判所(是年六月裁判所を改めて府と稱し。九月更に縣と稱す)に令し。燈臺の事務を兼掌せしむ。二年正月。該事務を會計官に屬せしめ。同年四月。外國官(七月官を改めて省と爲す)に屬せしむ。七月横濱元辨天鼻に一局を置き。燈明臺役所或は燈明臺局と稱す。九月。民部大藏省(當時兩省合併)に屬し。出納。監督。土木の三司之を管す。三年七月。兩省の分離に際して。民部省に屬し。土木司之を管す。同年十月。工部省を置き之に屬せしむ。四年八月。省中に燈臺寮を置く。十年一月。燈臺寮を廢し燈臺局を置く。十八年十二

トウタ

月。工部省を廢し遞信省を置かるゝに及び之に屬す。二十四年八月燈臺局を廢し。航路標識管理所を置き。航路標識の工事及保守に關する事務を掌らしめ。其他の事項は管船局に於て之を處理す。

【航路標識の種類】航路標識に官設公設私設の三種あり。官設は政府の費用。公設は地方税又は區町村費。私設は一私人の費用を以て建設するものなり。維新前後私設の航路標識は。其數百有餘個の多きに達し。其他獻神の爲め設置せし者も尠からす。此等は其構造不完全にして。實際航路の指針たる用を爲さゝるを以て。政府は漸次官設の航路標識を增加するの計畫を爲せり。然れども沿海各所の航路標識を悉く官設と爲すは。經費の許さゝる所なるを以て。成るへく地方人民を奬勵し。地方税以下にて稍ゝ完全なる航路標識を設置せしむるの方策を執れり。是れ官設私設の外尙ほ公設の一種ある所以なり。」以上の分類は航路標識所有者の差異に基きたるものなり。今其性質の差異に從ひ分類せは左の如し。

甲。夜標　夜標を細別して燈臺。燈竿。燈船。導燈の四種とす。燈臺は海岸に適宜の燈塔を設け其絕頂に點火し。夜間遠洋より來る船舶をして。其火光を認め其光質を判定して某地たるを知り。陸地に接近するに先ち更に其針路を定めしめ。若くは陸地に接近するに當り。岬角伏礁を探らしむるの具と爲すものにて。其燈明器械の大小精粗に從ひ。更に之を分ち一等。二等。三等。四等。五等。六等及等外の七類とす。導燈及燈竿は海邊に燈塔を設け。航海者か港頭に臨むに際し。水の深淺を探り。或は投錨地を索むるの用に供し。燈船は燈臺必須の地にして。其形勢全く施工する能はさる所。若くは燈臺の建設は巨額の費用を要する地に於て。船を浮へ燈火を設くるものとす。故に其目的は毫も燈臺と異なる所なし。

乙。晝標　晝標を細別して浮標。立標。陸標。澪標の四標とす。立標は海中に存在する暗礁。沙丘を避けて。航路を取らしむる標識たり。波濤中に屹立し。毫も動搖することなからしめ。且つ其形體及着色を異にし。近傍に在るものと混視することなく。一目して某の礁標たるを知らしむ。浮標は其表示の目的礁標に同しと雖も。礁標を建つるに便ならす。或は其建設に巨額の費用を要するの地に於て之を設け。又は港內投錨の地を知らしめんか爲めに之を置く。故に高く水面上に浮置し。遠眺に便ならしむ。陸標は海岸に標柱を建て。航路の指鍼と爲し。澪標は海中に標柱を建て。以て水の深淺を探らしむるの具に供す。

丙。警號　警號を細別して霧笛。霧鐘。霧砲の三種とす。孰も大霧又は密雪等の障碍に因り。晝間遠隔の物體明瞭に見えさるとき。若くは夜間燈光の不明なる時打鳴するものとす。

【航路標識の建設維持】明治二年正月。西洋式に倣ひ始て觀音崎の燈臺を建設せしより。政府は漸次沿海各所に完全の航路標識を設置せんとせり。然れとも政府に於て悉く之か設立に從事するは。容易の業にあらさるを以て。四年二月布告第九十二號及五年十月同第三百十二號を以て。航路標識の公私設を許可せり。十七年三月工部省達第二號を以て。私立燈標を新設し。又は改築せんとするものは。洋式の外は總て之を許可せすとし。十八年六月布達第十一號を以て。燈標の私設を禁止し。既設に係るものは該布達の規定に從ひ。漸次廢止すへきものとせり(既設燈標にして從前船舶より其費用を徵收せさるものは。明治二十八年〔二十五年遞信省令第十六號參看〕を限り廢止し。其費用徵收願濟にて年限なきものは。相當の期限を定めて更に主務省へ願ひ出てしむ)。是れ私立の航路標識は。資力の乏しきより看守其法を失ひ。保護其宜を得す。風雨の爲め往々燈火の消滅を來し。船舶に危險を與ふること鮮少ならさるを以てなり。二十一年十月勅令第六十七號を以て。航路標識條例を發布し。航路標識は政府に於て之を設置するものとし。土地の形狀又は情況に依り。地方税又は區町村費を以ても之を設置することを得へしとせり。爾來政府は銳意官設航路標識增加の計畫を爲し。傍ら航路標識の公設を奬勵せり。」航路標識の維持費は。其設立者に於て之を支辨すへきものとす。然れとも公私の設立に係るものにして。特に許可を得たるものは。海軍艦船及燈臺船以外の入港船舶より。標識費を徵收するを得るなり。

【航路標識の技術】維新の初め泰西學術技藝の本邦に入るや。諸般の事業銳意改良を主とし。燈臺の建築製作の如きは最も然りとす。是を以て工事の設計及各工場の監督より。守燈の業務に至るまで。一として外國人に委任せさるはなく。其雇用したる外國人は。築造師以下鐵工。石工。木工。製鑵手。製圖手。守燈方等。其數前後五十餘人の多きに及へり。爾來學藝の道日に月に隆盛に赴き。本邦專攻の學士。技工續踵輩出す。是に於て漸々傭外國人を解傭し。明治十二年に至りては復た一人の外國人を留めす。而して工場に於ては曩に連年改良の結果。燈臺建築及燈明器械の製作に要する必需の諸機械略ゝ備はり。且つ其技手。職工等も亦年を逐ひて業務に習熟せるを以て。近來外國品の輸入を仰くものは。唯り曲射玻璃に止まり。燈臺に屬する萬般の器具機械の類。一も工場に於て製出し得さるものなし。就中回轉

器械の如きは。佛國有名の工場に於て製するものより。廉價にして且つ精巧なるを得るに至れり。蓋し工場に於ては唯り燈明諸器械のみならす。蒸氣罐に。橋梁に。造船に。若くは海底電線沈布に要する諸器械の如き。其他諸般の鐵工に至るまで製造し能はさるものなし。又技術上の發明等に於ける事實の概要を述へんに。明治二十二年揮發燈を製作し。之を鳴瀨立標に用ひたるに。其成績良好なるを以て。爾來漸次各處の挂燈立標に用ひ。尙は同二十七年に至り。大濱崎。小佐木島。高根島。鮴崎。中の梟等の各燈臺にも之を應用せり。該燈明器械は揮發油を用ひ。一度點火するときは。七晝夜以上保持すへき構造なるを以て。其附近の燈臺に於て管理せしめ。別に看守員の在勤を要せさるか故に。大に經費を減するに至れり。又同二十五年陸軍省に於て第三海堡建設の際。堆石位置標示の爲め浮標を設くるに當り。該地は航路の中心にして單に浮標のみにては危險の恐あるを以て。右揮發燈の製作に傚ひ。更に浮標上に晝夜燈を設くるの新案を考究し之を實施したるに。其結果頗る良好なるを得たり。又燈船には從來落花生油を使用し來りしも。該品は外國製にして時價常に一定せす。購買に手數を要するを以て。種々考究試驗の末。同二十五年に至り遂に大欖油の用に適するを發見し。同時に少しくランプを改造せり。爲に年々少なくも數百圓の節減を見るに至れり。次て石綿を燈心に用ひんと欲し。種種試驗の末。同二十八年に至り終に石綿紙を製し。通常の石油を用ひて點火せしに。其燈光揮發燈に讓らす。啻に維持費を減するのみならす。危險の恐なきを以て。大文字立標竝に第五等以下の燈臺にも。逐次之を用ふるに至れり。蓋し石綿は不燃質なるを以て。全く絲製燈心の燃燒し易きに異なり。夜間看守中燈心を剪る等の手數を省き。取扱上極て便利なりとす。又技師石橋絢彦。明治十八年中サイアノタイプ法を研究し。靑地に白線を現出する寫眞圖を製し。大に圖工の勞を省き。同二十四年更に改良を加へ。白地に靑線を現出する寫眞圖を製し。尙ほ一層の便利を得るに至れり。」航路標識の用品は。電信燈臺用品製造所横濱製作場に於て之を製作す。該製作場は。明治二年七月燈明臺局內に一の工場を假設し。燈臺建築に用ふる鐵器木具等の製造に供したるを濫觴とし。五年七月機械所を創設し。鋸機械及蒸氣罐を据附け。諸器械製造の業を起す。六年四月曩に假設したる工場を撤去し。更に冶工場を創設し。通風機及鎔鐵爐を設置し。浮標其他の鐵工の業を起す。十年十月冶工場の一隅を區畫して鑄物場と爲し。諸般の器具鑄造の業を起す。二十三年四月作業會計法の施行せらるゝに及ひ。燈臺局と分離し。電信燈臺用品横濱製作場と改稱す。同年六月遞信大臣官房の管理に屬し。更に電信燈臺用品製造所横濱製作場と稱す。三十年八月監査局の置かるゝに及ひ。電信燈臺用品製造所も亦他の各課と共に其一部と爲れり。

【航路標識の取締】航路標識の取締に關しては。左の三種の方法を設けたり。

甲。航路標識の看守　明治の初年守燈方示教總則を設け。守燈方をして官設の航路標識に[illegible]する諸般の事務を掌理せしむ。十四年五月該規則を廢止し。更に航路標識看守教則を創定し。看守をして諸標の事務を處辨せしむ。該教則は三章百十八條より成る。第一章は看守の定員。責任。待遇。規律等を規定し。第二章は事務に關する教則を掲け。第三章は技術に關する教則を列記す。但し北海道廳の設置に係るもの及公設の航路標識に對しては。二十二年三月遞信省令第三號を以て。別に看守條規を設け。其條規に依り標識の事務を處理せしむ。同年同月同第二號を以て私設航路標識取締條規を設け。私設航路標識建設人は。標識の看守上。遞信省派遣の視察官吏より教示することあるときは。之を遵守すへきものとせり。

乙。航路標識の變更　公私立航路標識の位置又は性質を變更し。或は之を停止若くは廢止するは。遞信大臣の許可を要す。遞信大臣は公私立の航路不完全にして危害ありと認むるときは。之を變更又は撤去せしむるの權を有す。又政府に於て直接管理を必要と認むるときは。相當の價格を以て公私の航路標識を買上るを得(二十一年勅令第六十七號。同年遞信省訓令第十號。二十二年同省令第二號)。

丙。航路標識の保護　明治六年八月布告第二百九十號を以て。浮標に舟を繫き。或は人の礁標に上るを禁し。十三年七月發布の刑法に於て。船舶の往來を妨害する爲め。燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し。又は詐僞の標識を點示したる者は重懲役に處すとし。二十一年十月勅令第六十七號を以て。航路標識を損壞し。又は其性質を變更し。又は之を蔽遮すへき所爲を爲し。又は航路標識の燈光若くは警號と誤認し易き所爲を爲したる者。及航路標識に舟筏其他の物を繫き。又は衝突せしめたる者を。禁錮若くは罰金に處するの規定を設けたり」とあり。

トウヂ　湯治。(チムセムを見よ)

ドウバン　銅版は。横井時冬の大日本工業史に云。天明の初江戸の人司馬江漢。長崎に遊びて。和蘭人より西洋の繪畫を學びし時。其術をも受けしと云(文政元年十月二十一日歿す)。亞歐堂。雷洲の二人をいだしぬ。亞歐

堂(永田善吉)は。奥州須賀川驛の人にて。松平樂翁侯に寵せられ。其保護をうけて研究せしとぞ。此人一種の劃線機械を發明し。自ら彫刻用に供し。丹礬をもて腐蝕藥をつくるなど尋常の事にはあらざりき。其技江漢よりもはるかに優れり。樂翁侯の命によりて彫刻せし淺草觀音堂圖。竝に高橋景保の爲に彫刻せし萬國全圖。邊海略圖の類を見て。其技術のほどをおもひやるべし(文政五年五月七日歿す)。雷洲(中村氏未詳)は江戸の人にて。亞歐堂に劣らざる名工なれども。亞歐堂の如く其彫刻法を自己の工夫によらずして專ら西洋式に倣ひ。腐蝕藥も硝酸を用ゐしとぞ。川中島戰爭圖。下利根川圖。淺草歳市圖など世に傳てもてはやさる。亞歐堂の門人新井金恭も亦名工にて。精密なる解剖圖を彫刻せりとぞ。これらの人々によりて。江戸に銅版彫刻の術起れり。京都も文化の初玄々堂(松田保居)いでゝ。漸く銅版彫刻をなすものいづ。玄々堂は高野長英の親しき友にて長崎に遊び。和蘭人より銅版彫刻術を受けしにて。若王子社内十二景圖の如きは。最も世にもてはやされき(慶應三年十一月歿す)。其後天保の頃非上九皐いづ。九皐は銅版面に漆を塗抹して腐蝕を防ぎ。三角尖の刀を用ゐて。いかなる精密のものをも彫刻せりとぞ。又文久。嘉永の間に春燈齋(岡田氏又水月堂と號す)。玄々堂の子松田敦朝などいふ名工いでて。一時この術大に振へり。ことに敦朝の如きは。聖蹟圖志を彫刻して面目を施し人なるが。この外水戸。高槻。加納などの藩札をも彫刻せしとなん。大阪も天保のころ中環(醫師)。中川信輔(書肆)の徒いでゝ。銅版彫刻の印刷をはじめしより。この術をうけつぎて學ぶ者いでしかば。遂に京師。江戸につぎて專ら行はるゝこととなれり。又敦朝は。維新の初太政官楮幣局の命を奉じ。太政官札五千萬圓を製造して調進せしが。明治二年東京に召されて。民部省の金札をはじめ。大藏省より發行せられし證券の類を製造するの名譽を負へり。さればこ同じき三年七月。島屋市助に託して英國より銅版機械一式を買入れ。銅版彫刻術を一新せしといふ。同じき六年東京の銅鐫師梅村翠山も。亦敦朝と共に大藏省の御用をつとむることゝなりて大に工場を擴張せしが。其門人一百餘人と稱せられき。これよりさき紙幣を獨逸。米國等にて製造せしめられしかば。同じき七年一月紙幣頭得能良介。紙幣の製造を外國に託するの危險なる旨を建議し。つひに政府の採用する所となり。同じき八年一月。伊國彫刻師エドワルド、キヨソネを雇聘し。つゞいて獨國印刷師ブリユックをも聘して。手術彫刻。機械彫刻。電機彫刻等を傳習せしめられしが。此傳習生各地に散じて。銅版彫刻の術一層精密のものとなり。且其印刷術も亦大に進歩せりとぞ。

【石版】は横濱開港の初。豆州下田の人下岡蓮杖。同所に移住して寫眞店を開きしが。そのころ米國人より石版彫刻竝にその印刷術を學び。はじめて德川家康の像をすりいだしゝとぞ。其門より横山松三郎をいだし。また松三郎の門より龜井至一。下國羆之輔。本多忠保をいだすに及びて。漸く行はれ初めたり。松田敦朝。梅村翠山などいふ銅鐫師も。早くより石版彫刻に注目せしかば。敦朝まづ明治三年英國より石版を買入て試みしが。其後翠山も亦銅版をなす傍石版を試みしといふ。されども皆意の如くならざりき。よりて翠山の如きは。同じき七年二月門人打田霞山。中川耕山を米國に遣し研究せしめしが。たまく桑港領事高木三郎の勸誘をうけ。外國技師を雇聘するに決し。更にこの年六月小室誠一を米國に遣し。墺國の石版彫刻師オツトマン、スモリツク。米國の印刷師シー、ジー、ポラールドを雇聘し。銀座四丁目に彫刻會社を起し。あまたの傳習生を養成せしとぞ(彫刻會社は故ありて明治十四年國文社に讓渡すことになりしかば。彫刻會社の社員たりし多湖實敏。小柴英侍等スモリツクに謀り。さらに石版會社を鎗屋町に設立せしが。これまた幾ならずして閉鎖せしとぞ)。大藏省の印刷局に於ても。同じき七年十月石版部を置き。青野桑洲。石井重賢をして着手せしめられしも。其成績充分ならずして。明くる八年一月一時中止せられしが。同じき九年二月。さきに彫刻會社にて雇聘せしポラールドを雇入れ。青野桑洲。柳田龍雪(石版彫刻)。石井重賢。益田勝利。松井右金吾(印刷)等をして傳習せしめられき。こゝにおいて再び石版部を開きて益〻この業を擴張せられしも。初のほどはやうく銀行開業免狀。銀行株券の類を印刷せられしが。同じき十年第一回內國勸業博覽會には。江島圖。富士見峠圖(以上淡彩)。玉堂富貴圖(色摺)の如き。精巧なる色摺のものをも出すことゝはなりぬ。同じき十二年より二三年間には一層著く進歩し。國華餘芳。古錦綺の如きものを出して世に紹介せられき。同じき十七八年頃より。世上一般に石版彫刻の印刷流行し來り。今は商品に貼付する所の商標にまで用ゐらるゝことゝなれり。印刷局はこれら銅版。石版の外。はやくも明治十一年墺國人バロン、フチン、スチルフリードを雇聘して。寫眞銅版。寫眞石版をも試みられしとぞ。かの國華餘芳。古錦綺などゝ共に同局よりいだされし。朝陽閣集古の如きは。すなはち寫眞石版なりき。又陸軍省の陸地測量部の如きも。はやくより銅版。石版にて。地圖を製せられしが。陸軍の擴張につれて益〻其事業を盛大にするの企てありしかは。明治十九年多湖實敏を獨逸に遣し。印刷術を研究せしめられしが。同き二十三年歸朝して亞鉛版の新法を傳へらる。同じき

二十六七年以來。專ら此亞鉛版にて地圖を製せらるゝといふ。されども維新後印刷術のかく發達せしは。全く印刷局長得能頁介が奬勵の功によれりといふべし(以上日本工業史に據る。インセツ參看)。

ドウボウ　同朋。同朋とお坊主とは同く幕府及諸大名の殿中にありて。給仕をなせし者なり。後世同朋は剃髮武裝し。御坊主は剃髮僧衣するの別あり。殿中にて大名の出入に之を案內し。衣服の着換へ。刀劔の上げ下げ。辨當茶等の世話をなす故。大名は之に手當を與へ。紋付の羽織を與へ。登城の時は己の紋付きたる坊主に世話をされ。自分の詰所へ着席する等すべて之が案內を受くるなり。手當を與へざれば其世話あしきゆゑなり。新交代又は新に家督したる大名などは。之に其の事務儀式等を尋問す。故に誰は誰の附屬と自ら極るなり。此等の坊主は一枚の羽織を裏表より用ふる樣にし。之に別々の紋を付けて置く。大名を迎ふるとき。其の印の羽織を衣て出るに。四十名の大名に二十枚の羽織にて濟む故也。之に惡まるゝ大名は殿中にて辨當を食ふ能はず。又便所へ行く能はざるもあり。其の出入の屋敷にて。來客。吉凶の禮などある時は。之に招かれて客の取持をなす。殆ど幇間と同じものなり。同朋は和事始に後光嚴院貞治六年。將軍義滿始て法師六人を置て。異樣の衣袴をきせ。大小刀を帶させらる。同朋と號す。是同朋の始也」といへり。四季草に同朋の事。或る說に云。鹿苑院義滿公幼少の時。細川賴之執事として養育す。賴之の計にて。法師六人に異體の衣服を着せて。大小刀をさゝせ。侫房と名づけ。又童房とも云て。何阿彌と名のらせ。色々のたはことをいはせ。諸大名のなぶり物とし。笑ぐさとしけり。是義滿公に侫人をにくむ事を教へ奉らむ爲なり。諸侍の中に侫人あれば。侍童房と名を付けるゆゑ。侫人ども恥けるとぞ。本は童房と書たるを。後に同朋と書けりといへり。按するに是僞說なり。大小刀をさす事も其時代の風にあらず。寶篋院義詮公。征夷大將軍御拜賀御參內之儀式に。供奉の行列を段々に記して。其次隨身馬上。赤金襴の上着に。虎豹之尻鞘の太刀。滋藤弓。尻籠貢。厚總の尻鞦懸て。左右を分て二行に乘也(此間の文今略レ之)。其次御長刀二振。御同朋右同前之上着にて。馬上にて持レ之と見えたり。義詮公は義滿公の父なり。右の文に同朋とあれば。義滿公以前より同朋ありし事をしるへし」といへるを以て。其起りは明かなり。官制沿革畧史に云く。足利氏の時。【同朋衆】は。義滿將軍の時に始る。同朋或は童坊に作る。初め僧を用ひて點茶の役に供す。後妻を蓄へ仕籍に入る。皆某阿彌と號す。仍僧服を用ひ。營中に給事す。或は云ふ。細川賴之。管領として幼穉の將軍を輔佐す。將士を戒飭し。廉節を奬勵せしむ。僧徒六人をして。禮服を着。太刀を佩かしめ。將軍及び諸將士と游狎せしむ。諛諂歌舞。巧に其意を迎合す。名づけて童房。又侫房と云ふ。士大夫其行ひに類する者あれば。即ち士侫坊と云ひて之を辱かしむ(賴之記。同朋故實)。永祿年中まで。猶八人あり(永祿六年。諸役人付)。【承仕】あり。剃髮僧服同朋に同じ。故に釣源坊。常松坊等の稱あり。宴會に席を施し屛を設くる等の掌あり(江州御動座着到)。」禮式の饗饌を掌る者を【視方】と云ふ。延德二年七月五日。義植將軍宣下の儀あり。大草伊賀守公友。例に循て饗饌を調理す。費用三十貫文を給ふ(惠林院將軍宣下記)。大草氏は。尊氏以來譜代の列にて。庖丁の家なれば。柳營にて恒例臨時の禮式を行ふ時。將軍に供し。諸士に饗する膳羞を掌るを世職とせり(宗五大草紙。年中恒例記)。又行松氏も時ありて其事に預る(松田長秀記)。又進士氏は禮式の酒を掌るを世業とす(年中定例記)。此等を總て視方といへり。」又平常。將軍の饌羞。及び行厨に供する局を【供御所】と云ひ(後に云ふ膳所なり)。其役員を【供御方】と云ふ。供御とは。もと至尊の飲饌に稱する辭なるを。柳營に移せるなり。末衆の內。進士氏。太田氏の雜世業とせり。將軍諸將の第に臨む時は。主人供御方を請ひて。割烹を主らしむ。私に調理せず(海人藻芥。年中恒例記。澤巽阿彌覺書)。」【御酒方】あり。營殿の事は。政所の執事伊勢氏執掌し。同朋の內にて。酒の出納等を掌らしむるを。かく稱せり。將軍諸將の第に臨む時。酒の事は御酒方に託するなり(齋藤親基記　澤巽阿彌覺書)。」【茶道】あり。鎌倉の世の中頃より。茶會始りて。足利の世に盛なれば。同朋と共に。此役員を設けて事に供せり。文正元年二月。將軍飯尾之種の亭に臨む。御酒方奉行。御茶道永阿。菊阿と見えたる此也(齋藤親基記)。點茶の業は。もと僧家の佛に供し客を饗するに起りたれは。僧形の者(所謂同朋なり)を以て之に充つ。點茶の法を掌る故に此を茶道と云ふ。云々とあり。德川幕府の時又同朋及び御坊主を置く。官制沿革略史に云く。【同朋頭】は。坊主を管して。營中の給事を掌る。又大樹出行に供奉す。御用部屋にありて。老中。若年寄の用に供し。公文を諸職員に達す。坊主は。大名竝に諸役員登營の時。雜用及び茶湯を供し。殿中を掃除す。同朋頭の始詳ならず。四員あり。二百石高。若年寄の所管たり。同朋衆十人。百五十俵高。各某阿彌と稱す(武鑑)。慶應二年十二月。同朋を廢し。坊主を減員す(嘉永明治年間錄)。」西丸同朋頭二人。按するに。同朋は足利幕府の職にして。營中の舖設裝飾を掌る(同朋故實)。德川氏これに由る。坊主は室町の時。茶宴大に行はれ。宴席に給仕する

者。皆剃髪の者を用ふ。之を茶道頭。茶道坊主と云ふ。此風を傳へたるもの也（武家名目抄）。」【奥坊主】組頭二人。五十俵高。奥小道具役坊主十人。奥坊主百三十人。近習の雜事に給仕す。御用部屋十八人。肝煎坊主七人。時計役坊主十五人。土圭間坊主四十七人。表坊主組頭七人。四十俵高。表坊主二百十六人。殿中の鋪設給仕掃除等を掌る。」【太鼓坊主】五人。時を報ず（武鑑）。」【西丸表坊主】組頭五人。表坊主九十人。太鼓坊主四人（武鑑）。」同朋頭以下坊主に至るまで。皆剃髪し（同朋頭は上下を着け。紅裏の服を着用す）。世襲なり。他職に轉ずる者稀なり。慶應二年十二月坊主員を減じ。壯者は蓄髪して撒兵組に編入す（嘉永明治年間錄）。」【數寄屋頭】三人。茶禮茶器を掌り。殿中の喫茶に供す。袋師。張付師。風呂師。釜師。檜物師。表具師。唐木細工。檜物師等これに屬し。調進の用をなす。百五十俵高にて。若年寄の所管たり。數寄屋坊主組頭十一人。四十俵高。同坊主百十二人（武鑑）。」庭作二人。世襲にして。泉水築山の法を傳ふ。作事奉行の管轄なりと雖も。數寄屋頭に屬するを以て。ここに擧ぐ（武鑑）。」【公人朝夕人】は。將軍參内の時隨從し尿筒を携ふるを（此の事セキツユムの條にあり。參看）所役とす（增補家忠日記。元和錄。土田氏上書）。舊記に。慶長八年。十年。元和九年等。將軍參内の時。公人朝夕人の供奉せし由見えたれば。其始詳ならずと雖も。舊儀に依りたるものなり。土田氏の世襲にして。十人口を給す。同朋頭の管下なり（武鑑に。目附の管轄としたるは誤なり。內藤氏說）。」塙檢校の公人朝夕人取調書に。鎌倉將軍の時。營中に祇候し。雜事奔走を役とする者を朝夕雜色。又晝夜雜色と云へり（東鑑。太平記）。京都將軍の時。之を公人朝夕と云ふ（長錄年中申次記。成氏年中行事）。公人とは。身は賤くとも公方家の人と云ふ義なり。但し。尿筒を持たする事は。古書に所見無しと雖とも。年中恒例記に。將軍家參内の時。輿の後に朝夕の從ふ事見えたり。輕翟にて輿の傍に供奉するは。臨時の要用ある故と覺ゆれば。此頃も尿筒など持たせしにや。此を以て推せば。鎌倉家の頃も。朝夕雜色の職分なりしが。依て德川家にも。故實を尋ねて此職を置れしならん。古へ關東の管領は。京都將軍家に倣ひて。諸役をも立てたるものなれば。朝夕をも數多召仕ふ也（成氏年中行事）。土田氏の祖先は恐く其輩の中にて。鎌倉邊に在住せしを。慶長中。德川家へ召出されしにや（採要）。以上官制沿革略史に記す所なり。

【坊主勤方條目】德川禁令考に載せたり「定」。御廣間坊主請取之御座敷御掃除等入念可仕之竝使以下疎略に致す可らす。總而御直參に向致無禮間敷事。附所々はり番所兩人宛無懈怠相詰可申事。」大名衆出仕之節。爲取持大勢罷出間敷事。附御玄關へ進物取次之外。一切罷出可らさる事。」御能之時組頭之外。大廣間へ大勢不可罷出事。附中門之御椽御白洲へ大勢出間敷事。」御祐筆部屋へ。御祐筆衆無差圖して。一切參へからさる事。」茶湯所火之用心油斷仕へからす。湯水等斷絕無之樣きれいに可仕事。附他之御座敷へ湯水はこひ申間敷事。」坊主部屋へたとひ御直參衆たりといふとも。入へからす。若斷有之者格別之事。」於御臺所御料理被給候衆より先達。不作法に食物下さる可らさる事。附給仕不足に無之樣に可相勤事。」右可相守此旨者也。萬治二年九月五日。」また「定」。御召之御茶湯水等可念入事。」御團に御茶之湯しかけ申節者勿論不斷御掃除以下可入念事。」奧御勝手坊主一人つゝ無懈怠相詰。御茶湯御用之儀承之。組頭中迄可申屆事。」御勝手湯茶所當番之組頭竝御勝手坊主晝夜無懈怠相詰御用承之へき事。」御黑書院御掃除之儀。御禮日之節者不及申。不斷入念。番替之節者。改之請取渡可仕事。」表貳ヶ所之茶湯之席に當番之坊主無懈怠有之而。御茶湯水等無滯可出之。但臺子之茶之湯者從辰刻しかけ未刻以後可仕廻之。總茶之湯者御夜詰過可仕廻之他の御座席へ茶湯水等はこふへからさる事。附所々茶湯之席へ一日に兩度つゝ。不定時分。御茶道頭可見廻之。組頭者晝夜三度つゝ是又不時に見廻無油斷樣に可申付事。」御露地之者之頭每日壹人宛罷出。御露地掃除竝御勝手之用事役等念入可申付事。」御茶部屋之儀者勿論。御露地之者有之部屋竝御數寄屋方より支配之所々火之用心堅可申付火之番之坊主晝夜見廻り油斷不可仕事。」御茶部屋へ臺子部屋の口より出入之下々に至迄。不作法無之樣に每日御茶道頭相通之可申事」。紀伊殿。水戶殿。尾張殿。左馬頭殿。右馬頭殿。紀伊宰相殿。水戶中將殿。尾張右兵衞督殿。御登城之節。御茶之儀。御目附衆迄申達。以後御給仕之面々可進之事」。五節句朔日。十五日。二十八日。諸大名出仕之砌。大廣間次之御座席に臺子をしかけ。御茶可出之勿論外之御座敷へ御茶持はこひ申間敷事。附諸大名出仕之節御勝手より差圖なくして。御茶持はこふへからす。竝御茶道頭。同組頭。御臺子有之所々見廻。諸事入念候樣可申付事。」御茶具竝御茶其外諸色品々不紛失樣可入念事。」子細なくして諸大名へ不可參。若無據儀於有之は其趣頭中へ申斷可任差圖事。」御番勤仕之判形改之。御數寄屋坊主者勿論。御露地之ものに至る迄。每日可改之事。」當番煩之時者急度助番可仕事。」御勝手に於て高聲雜談す可らす。御黑書院。御白書院。大廣間へ出御之節者。別而高聲不仕樣に御露地之ものを番に付置。相通候輩も高聲に無之樣に可入念事。」萬一以計策惡事賴族於有之者勿論同心不仕。不移時刻其趣有體に伊豆守竝御茶道頭迄。可申上之領地

又者金銀米錢何に而も其約束之一倍可被下候事。右條々可相守此旨者也。」以上を以て其職分を知るに足るべし。さて憲法類集坊主勤方申渡の條中に。家作は麁末を主として玄關を造るをゆるさず。屋根は竝瓦葺の外棧瓦葺を禁せり。衣服は絹紬郡內等を用ひしめ。諸士裝束の節は十德。廊上下の節は無紋。裏附上下の節は綿入羽織を着せしむ。足袋は白足袋を用ふる事をゆるさず。色足袋を着せしむ。腰之物は金などの上品をゆるさず。常に諸士より其格を下らしめたり。慶應二丙寅年十二月晦日同朋を廢す。其達に。今般御同朋御廢止相成。且坊主之人數相減候に付。是迄老中評定所へ出座之節。右之ものとも取扱候儀者。以來評定所番に而相心得取扱候樣可被申渡事。」明治革新の際諸省とも童兒をして給仕たらしめ。また此の如き役員を置かず。

ドウブツヱン　動物園は。あらゆる動物を飼育し。諸人の目を樂しましめ。兼て學術研究上の參考に供す。目下我國にては上野にあるを以て第一となす。【動物園の由來】明治三十年中の時事新報に曰ふ。上野の動物園は。目下帝國博物館の附屬にして。其起原を繹ぬれば。去る明治五年二月。初めて博物館を麴町區日比谷の原に設けられ。其當時は時の太政官正院の管理に屬し。未だ創業の際なれば。活動物は甚だ尠なく。僅かに剝製動物類陳列所の傍に存在して。洵に微々たる有樣なりき。其後博物館の管理を。文部省。內務省。農商務省に分轄せしむると同時に。同園は農商務省に屬し。明治十九年三月二十五日に至つて。宮內省の所管に屬し。同二十一年一月十八日。宮內省圖書寮の附屬となり。更に同二十二年五月十六日を以て。初て現今の帝國博物館附屬動物園と改稱するに至れり。又現今の位置は。明治十四年十一月。博物館と共に土木工事を起し。翌十五年三月五日。落成して移轉式を行ひ。同二十日を以て。本館と共に開園するに至りたるが。當時は動物の數甚だ尠なく。大獸猛獸と稱すべきものは。殆ど皆無なりしといふ。其後明治二十年中。伊太利曲馬師チヤリ子なるもの。我國に來り。猛獸類を自由に使ひこなして。頗る好評を博したるが。其頃東京神田に於て興行中。同人飼養の牝虎分娩したるを以て。其虎兒牝牡二頭と。曾て園內に飼育し居たる大熊と。交換の約成り。同二十二年二月中。右の虎兒二頭を引取り。玆に初めて園內未曾有の猛獸を飼養することゝは爲りぬ。其後牡は病の爲めに斃れ。牝は故障なく育ちたりしも是も亦近頃斃れたり。又豹は朝鮮產にして。去る二十一年五月中。岩崎彌之助の獻納に係り。象は去る二十一年五月中。暹羅國王より遙々寄贈せられたるものにして。當時年齡十四歲なりしが。同二十六年三月中。牝牡二頭のうち。牝は斃れ。現在の象は其牡なり。云々。當時飼育の動物の目錄あれど略す。

トウフ　豆腐は。滋養分ある食物なり。僧家多く之れを用ふ。其製法を和漢三才圖會に云。大豆二升漬レ水一宿。磑如レ糊。而入二水六升一煑沸。起レ沫時。油一二滴粘二杖梢一攪二釜中一。則沫消盡候二再煑沸一乃滅レ火。否則焦着也。酌盛二布袋一。尋用二水一升五合一洒二釜中一。共搾兼二汁於桶一。其滓名二雪花菜一。其汁未レ凝。乘レ熱和二鹽鹵汁四分合之一一徐攪合則稍凝(如鹵汁多則豆腐硬)。仍盛二于箱一(底敷レ布)以レ石壓レ之。頃刻取出。納二冷水一而成」とあり。和訓栞に。とうふ。淮南王の造る所といへり。凍豆腐あり。又六條と稱するあり。揚豆腐あり。おぼろ豆腐あり。又京師に前鬼豆腐あり」と見ゆ。またカベ。シロモノとも云ふよし。骨董集に。七十一番職人歌合。豆腐賣の月の歌に「ふるさとはかべ(壁)のときえになら(奈良)とうふ。しろきは月のそむけざりけり」。上臈名事。女房ことばといへる條に「とうふ。しろ物とも。かべとも」(此記は東山殿のころの事をかけるものなれば。右のしよくにん歌合とおなじころなり)とあり。

【田樂】同書云。宗長手記(下卷)。大永六年十二月の條に云「夜も更。爐邊ひさをならべ。田樂たうふの盃。とびかさなりて。云々。」(上卷にも「爐邊六七人あつまりて。田樂の鹽噌のついで。云々。」とあれば。豆腐の田樂もふるきものなり。大永六年より今文化十年まで。凡二百八十八年也)。また嬉遊笑覽に。田樂は田樂の曲に鷺足とて。竹馬の如きものを一本立て乘ることあり。その形に似たるをもて名とすることは誰でもしれり。此說貞丈雜記に見ゆ。されども。田樂の豆腐のきりかた。昔は今の如くにはあらず。古圖をみるに。丸く切たるなり。今の茄子のしき燒の形に似たり。但一切づゝ串にさすなり。これを後には四角に切たる儘にて。角を落さず串は半ばまで割かけたり。是を爐中の灰に立置てあぶり燒なり。此さま田樂のすがたなり。醒睡笑に。此事を云て。夢庵の歌「たかあしをふみそこなへるめんぼくな。灰にまふせるてのでんがく」と云るを引たり。今はいつの物と定りたる事もなけれど。大かたは冬の物なり。醒睡笑に。比叡山北谷持法坊に兒あまたあり。冬の夜豆腐一二丁を求め。田樂にする云々。みな寒夜の賞翫なり。飯の菜酒の肴にもあらで。唯だ茶うけなどの慰にしたる事も有。きのふはけふの物語。ちご法師よりあひ。でんがくをあぶり。なにゝても三つはねたるをいひて。賞翫せんといひて。雲林院の南蠻陳。仙山瓶の神泉苑などゝいひて。皆一串づゝ取られけ

ろ云々。又或夜でんがくなして。秀句にて賞ぐわんするに。大ちごに「清盛の長刀なんぞ。いつくしま」。新發意「佛のつぶりなぞ〳〵。みくし」。小ちごに「醫者の本尊なぞなぞやくしに拵あり。此秀句は。新撰狂歌集。貧僧弟子とかくせんにて。田樂なして弟子にはくわせず。我計り食ければ。新發意に「今の間に佛は二體出きたり。ぼうずはやくし我はくわんをん」といへるをとれり。寛永發句帳。一村が句「寒き夜にあふりくふべき闘部かな」。近くは温故集。百里が句「田樂のあとさびしきそ冬籠」。祇園の田樂古く有しものなり。望一千句「でんがく串の竹のぶしやうさ。腰錢か祇園參りにをとし來て」。同后の千句「にたりやきたり豆腐をそくふ」。「ゆる〳〵と祇園の前にやすらひて」。

【菜飯に田樂】嬉遊笑覽に云。田樂かならず菜飯に添てくふは。寛永ころよりなるべし。懷子「やく田樂に身もこがれつゝ。來ぬ人を待にござれば菜飯して」。菜飯は。似せもの語に「はらにあける菜飯はいつくびしかと。けふの花見に似るこゝめもなし」。むかしは花見遊山などには。菜飯をたきて持ゆけり。おあん物語。其時分は軍が多くて。なにも不自由なことでおじやつた。面々たくはへもあれど。おほくは朝夕雜水をたべておじやつた。おれが兄様折々山へ鐵砲を打に參られた。其時朝菜飯を炊て晝めしにもたれた。われらも菜飯もらふて給ておじやつた故。兄様をさい〳〵すゝめて。鐵砲うちに行と嬉しうてならなんだ」。土御門泰邦卿東行話說。目川にて時に群集して喰ける菜飯田樂。我もこのもしく云々。白き扇のたゝんで。つまいとこがしたるやうなるをゝもて來る人の目川忍びて。そとくひて見たれば。思ひの外に味なくぞ有ける。「當風にあはぬ大きなでんかくは。むかしのなめし殘すため川」。

【紅葉豆腐】骨董集に。堺鑑(天和三年印本)下之卷に。紅葉豆腐の事。何國にも豆腐はあれども。別して當津のを勝たりと。古人より云傳へり。紅葉と云名を加たることは。堺の櫻鯛にもおとらぬ味なればとて。かくいへるとぞ。花に對する紅葉の縁なるべし。又或人の云。此豆腐を人のかふやうにと祝て付たる名ともいへり。賈様と紅葉と音便成ゆゑ歟。今豆腐の上に紅葉を印す。詞に就て形を顯すなるべし。賈用も通てよし。」かゝれば今豆腐に紅葉の形を印する事。堺の紅葉豆腐に始れるなり。紅葉を賈様に取なすは。幼氣なれど昔は此類おほかり。これいはゆる名詮にてとなへのよきをもて祝とするなり。

【淡雪豆腐】は總鹿子増補に。淡雪豆腐。兩國橋東詰。日野屋東次郎。享保の初淺草並木町西側に。僅かなる豆腐有て初て製しければ。人もゝてはやさで。いつしか跡なくなりぬ。其後湯島切通し山田屋櫂兵衛と。この日野や同時に賣初め何れも繁昌せし中にも。日野やも稲荷の神惑有てより。ます〳〵繁昌する事をうらやみ。隣の土舟屋看板暖簾の道具迄紛はしく拵へ。根元本家などゝ知らぬ人を欺く云々。」淡雪豆腐の招牌をかけ置くは。大概立場茶屋の體裁なるが多し。近年東京市中には。所々に見えたれど。淺草瓦町に古き見世あり。今に繁昌せり。

【唐豆腐】は。東京目黒に製し賣る所あり。笹の雪とて。下谷區根岸に豆腐一式の飲食店あり。共にふるくより名高し。

【凍豆腐】貿易備考に。凍豆腐は豆腐か寒夜に曝し。凍凝せしめて之れを乾したるものなり。古來紀伊國高野山に出るもの最も著名と爲す。故に又高野豆腐と曰ふ。」さて豆腐の種類は。燒豆腐。つと豆腐。ぎせい豆腐等あり。また油揚には。なま揚。雁もどきなどの數種あり。皆人の知る所なれば。爰に贅せず。

【ゆば】ユバはウバ也。其製法を和漢三才圖會云。豆腐皮。造二豆腐一釜面上凝。皮如二檀紙一而黄色者。毎取レ之則豆腐不レ佳故。頻攪二廻釜中一要レ不二皮張一也。欲レ取レ皮者數回入二鹽鹵汁一煮レ之荏苒凝結成。似二皺面皮一故名レ媼。多取レ皮之豆腐小硬不レ可レ食。仍僞爲二六條一。」骨董集に。俗說に。豆腐皮をゆばといふは訛言なり。本名はうば也。其いろ黄にて皺あるが。姥の面皮に似たるゆゑの名なり。といへるはみだりことなり。異制庭訓往來に。豆腐上物と。あるこそ本名なるべけれ。豆腐をつくるに。うへにうかむ皮なれば。さはいへるならん。畧てとうふのうはといひ。音便にはもじを濁りて。うばといへるよりおこれる俗說なるべし。ゆばといふも。ウとユと横にかよへば。はなはだしき訛にもあらず。

北七里といへるが豆腐賦あり。おどけたるものなれど。取るべき事あれは抄出す。

爰に物あり。其かたちは四角にして。その色の白ければ。秋の夜寒を司れるとや。むかし淮南王のへや住に。夜の小鍋せゝりより。此物をめて給ひ。今は唐のも大和のも。黄蘗派よりひろまりて。金殿玉樓にもはゞからず。さとて蓬生の宿をもいとはす。かたしけなくも空(ウツキ)の勅名をかふむりて。朧夜の名には歌人をむまからせ。淡雪の味には連歌師をまどはす。さるを祇園の姥かはからひにて。花柚のにほひをもてつけしより。花橘の袖のうつりも。今はあかれの前垂にゆかし。青丹よし奈良の都には。田樂法師とはやされ。狂言綺語の緣なから。念佛講の夜食には一蓮托生の菜飯に伴なふ。是より佛家にも南禪寺あれは。武門には小笠原ありて。牢人の治部も。隱者の饂飩も。すへて腹八盃の類なるへし。されと雪の下は鎌倉の名にかぎらす。

松の下は越後の產なるにや。其餘は鰻くつしといひ。鶏もどきともいへる油揚の類は。法事の獻立にして。沙糖味噌は尼御所のふるまひなるべし。しかるに寺鱒といへる名は。我師の狂語にひろまりて。海川の名にひゞきたるもをかし。さて弓とりの若ざふらひ。鑓もちの髭をとこも。君子ならねど。料理場をはなれて。鷄をさくに刀を用ひず。手してつかみくたきしにやがて唐辛の錦をちらせば。時ならぬ帝の御目には。龍田川とも見給ふべきに。彼らは奴豆腐とかいへる物の名は。時の仕合せによるべし。我は明暮に此物を調して。それらの鹽梅にくはしければ。賦にいふ亂詞にならひて。五七の歌をつくりて。鑑亭のはしらに題す。「雁鴨は我を見捨て飛ゆきぬ。とうふにはねのなきぞうれしき」となむ。料理は客の望次第なり。」空豆腐といふは。淡豆汁を以て終日煮染て。卵醬油に口傳ありとぞ。朧とは豆腐を崩して。薄葛に卵を加ふ。淡雪は薯蕷を摺て。銅杓子にすくひ。豆腐の煮ゆる上にて溫れば。淡立を相圖に掛て出す也。祇園とは葛田樂に。摺柚と唐辛を散して。串ながら出すを其名とせり。田樂は味噌を附る時の名なり。南禪寺は救豆腐なり。葛練に芥子を加ふ。或は靈山ともいへり。小笠原とは。四角に切て練葛の上に花鰹を置事なり。治部とは。燒立の豆腐を生醬油に入る者なり。饂飩とは。篁木に切て前醬に鴨頭を加ふ。多くは卸大根に刻み根深なり。八盃とは。頓の料理なり。醬油一盃に水八盃入れて。酒鹽に加減あり。雪の下とは。湯煮い豆腐に胡麻味噌を掛け。椀の底に盛りて其上に飯を一抄子つゝ裝て出すなり。先は夜食に限れり。松の山とは。燒豆腐に青海苔のとろゝを掛事なり。鯰崩とは。摺物の類なり。葛と薯蕷とに堅めて。練葛に山葵を置なり。鶏もどきも摺物なり。松葉牛房に。麻の實を交せて。榧の油にて揚るなり。寺鱒とは油揚を串に刺して。胡椒醬油の附燒なり(以上和漢文操)。

【豆腐類の價】天保十三寅年五月中觸書に。「豆腐直段を制限せり。」水豆腐。壹箱。但兩に九斗九升替。但大豆四升掛。薪。鹽泡消。此代三百八十四文。右を九挺に切割。當三月直段當時四十八文。壹挺に付五十二文。但四文下直に相成申候。」燒豆腐。壹箱。大豆四升三合掛。但薪。鹽泡消。此代四百文。右は百二十六に切。壹つに付當三月直段五文。當時四文。但壹文下直に相成申候。」油揚。但大豆四升三合掛。薪。鹽泡消油共此代八百十文。右を百九十八に切。壹つに付當時五文。當三月直段同斷。右引下け直段を以て。南御番所へ相伺候處。伺之通賣買可致旨被仰渡候間。見世先へ張出置候樣御取計可被成候。此段御達申候以上。」〇また同年八月中に。大豆四升掛り。」水豆腐。壹箱。此度引下け直段。但九挺に切割。壹挺に付。四十四文。同四升三合掛。」燒豆腐。壹箱。同但數百八つに切。壹つに付四文。」油揚。壹箱。同但數百六十二に切割。五文。右豆腐上品之儀は。兎角切割方區々に見候間。前書之通切數相心得。正路に渡世致候樣御申付可被成候」と見えたり。維新前迄豆腐は江戶にて。四つを一丁と名づけ。二つを半丁と云ひ。一つを小半丁と云へり。今は一つを一丁と心得たる人もあるべし。維新後一つ二十四文になり。三十二文になり。五十文。八十文。一錢二厘となり。漸次騰貴して。明治三十四年には江戶にて豆腐。燒豆腐各〻一錢五厘。油揚六厘となりたり。

トウミヤウ 燈明は。神前および佛前に供する所の火燭をいふ。神前には油火を用ひて。蠟燭を用ふるをなし。佛前には油火蠟燭をも用ひ來れり。之れが點ずるに燧より鑽り。決して火鉢の火より附木にて付くることなし。之れを滅するに扇又は手にて扇りて決して口にて吹き消すことなし。近年マッチに獸骨を用ひす。硫黄を用ひたるものとて。神佛燈火用と記したるものあり。孝德天皇紀に。白雉二十年十二月晦。於二味經宮一。請二二千一百餘僧尼一。使レ讀二一切經一。是夕燃二千七百餘燈於朝廷內一。使レ讀二安宅土側等經一と見えたり。これ佛供燃燈のはじめなりとぞ。また春秋御燈。不レ詳二其所一レ始。每歲三月。九月三日行レ之(三代實錄)とあり。公事根源に。三月三日御燈のことを。是れは天子の北斗に燈明をたてまつりたまふなり。昔は北山靈岩寺なといふところにて。たかき峰に火をともして北辰に供せられけるよし。一條院の御記なとにも見えたり。まへ一日に御卜の事有り。いまは御燈の儀はたえて由の御祓ばかりぞ侍る。御殿に北むきに御座を敷て三度御拜あり。兩段再拜なる例も侍れとも。それはひが事なり。大かた御拜のありなしの事なり。長曆の頃さた有て宇治の關白(賴通公)に仰あはせらる。由の御祓へなれば。御拜はあるべからざるよし申さる。其理有によりて御拜はなし。されども代々御拜は有けるにや。猶御拜のなきをよしと申べきか。延曆十五年三月にはしめて北辰をまつらる」と見えたり。兩段再拜の事。北山鈔云。本朝之風。四度拜レ神。謂二之兩段再拜一。本是再拜也。而爲レ異二三寶及人庶一。四度拜レ之。仍稱二兩段一也。また中右記云。寬治六年三月三日(丙戌)。有二御燈一如レ例。頭辨辨二陪膳一。藏人大輔益道。徹二御贖物一。了後有二再拜三度一。件御拜依レ爲二由御祓一。往昔無レ之。而後朱雀院以後猶有云々。御祓以後供二魚味一。其前三ヶ日御精進。輕重服僧尼輩。不二參內一也。

【長明燈】これは燈火を不朽に繼續して絕ざるやうにするなり。藝苑日涉に。劉餘

隋唐嘉話曰。江寧縣寺有二晉長明燈一。歳久火色變レ青而不レ熱。隋文帝平レ陳。已訝二其古一。至レ今猶存。按自レ晉迄レ唐凡五百許年。可レ謂レ久矣。然我邦出雲大社有二地神氏時長明燈一。至レ今幾乎三千年。天瓔之間恐無二復有一乎爾。又聞二之六如師一曰。叡山根本中堂長明燈。乃傳教大師所二親鑽一。弟子慈覺分傳二之出羽立石寺一。元龜之亂叡山之燈熸矣。爾後取二之立石寺一云。此燈亦已經二千年一。比二江寧縣寺一又古五百年矣」と見えたり。土地により。盆の魂棚の燈を檀那寺より取り來る風今にあり。

トウミヤウダイ　燈明臺。（トウダイを見よ）

トウユカミ　桐油紙は。桐油を引きたる紙にて。合羽に作るに好し。カッパを見るべし。

トウロウ　燈籠は。火を點ずる器なり。和訓栞に云。唐式に燈籠と書けり。禁裡七月の燈籠は。二水記に。十三日。今日各燈籠進上と見え。明月記に近時民家今夜立二長竿一。其末梢斥如二燈樓一。物張レ帋擧レ燈遠近有レ之と見えたれば。寛喜の比までは官家に用ひざりしなるべし。されば中元の燈籠は堀川院の時を始とす。御湯殿の記に。十四日御とうろうあなたかなたより參る。室町殿より嘉例のならうろうまゐると見えたり。」宮室調度圖解に云。【燈樓】は燈籠とも。又【燈爐】ともかけども。狩谷掖齋翁の説に。燈樓は其の形方にして。屋あり。木にて作りて。樓の如くなればいひ。燈籠は竹にて造れるをいひ。燈爐は油を承くる者にて。三物各々異なり」とあり。さてこゝにいふ所は。木にても又鐵にても造れゝど。其の形四角にして。屋あるものなれば。燈樓の字を用ひつ。これは庇にもかけ。また身屋の組入（クミシ）（天井）に。くりかたを打ちてもかくるなり。其のよし源氏物語帚木の卷。雅亮裝束抄等に見えたり。」清涼殿の夜の御殿の掻燈（カイトモシ）といふも是れなり。禁掖秘抄に「夜のおとどの御帳。日の御座の如し。四すみにとうろうあり」と見え。徒然草に「夜のおとどのをば。かいともし疾うよ。などいふ」とあるにて知るべし。また嬉遊笑覽に云。日次紀事云。凡中元川二燈籠一。起二於寛喜前後一。至レ今相承爲二故事一。定家卿明月記曰。近年民間建二長竿一。其末梢設二燈籠一。貼レ紙擧レ燈。遠近共看之。其數多似二流星入魂一といへり。此條は寛喜二年七月庚寅十四日なり。是によりて寛喜前後に起るとはいへるなるべし。但し民間のみにて。堂上に用ひられし事はやゝ後のとなる歟。されども平家物語に。小松内府東山に。四十八の精舍を建て。四十八の燈籠を點ぜられしかば。燈籠の大臣と稱しける事あり（京羽二重織留に。内匠堂寺町四

條下る。淨教寺本堂は。古代のものにて。其結構凡工の及ぶ所にあらず云々。此堂もと七條にあり。世に燈籠堂といふ。予思ふに。平重盛公東山阿彌陀ヶ峯に堂を作り。阿彌陀の像を安置し。每夜數百の燈籠をともす。よつて燈籠の大臣といふ。其本尊今山科の小堂にあり。是堂恐らくは阿彌陀ヶ峯の燈籠堂歟といへり）。明月記にいへるは。今も七月寺院に用ふる【高燈籠】なり。これを【揚燈籠】ともいふにや。とうろうはみな釣ものなればしかいふべし。宣胤卿記。文龜二年七月十四日。壬寅晴。燈樓一ツ。同永正十四年七月十四日朝。小雨。則晴。右少辨谷中納言進二燈樓一（分注）。辻燈樓松殿相公來。盆供如レ例云々。同十五年七月十四日。晴小雨。大納言燈樓一進（中略）。燈籠見物。甲陽軍鑑。永祿七年甲子七月十四日の夜。太郎義信公長坂源五郎御供にて。燈籠見物に事よせ。御城を忍出で。飯富兵部所にて亂鳥迄談合云々。田舍にても人家多き所にては。多く燈籠ともしたるにこそ。一休咄（四）一休和尚の時代迄は。方々の寺々より七月十四日には。大内へ燈籠を捧げける。大徳寺にも開山大燈國師より。故ありて捧げしかば。後々まで例になりてやめがたく。一休こむつかしくやおぼしけむ。或時大裡へ燈籠あぐるとて。狂詩一首作りて相添て捧げける。性靈今日出來迎。雨露直供萬葉棚。挑得燈明天上月。松風流水讀經聲（此下に自今以後大德寺よりも何方の寺よりも。七月に燈籠をさゝぐる事有べからずと御出されけると也とあり。其實否は知ざれ共。後世兩親なき者は。獻せざるやうの事と成ければ。寺よりのは更なり）。紫式部日記に。中宮（藤彰子）御産の後。御うふやしなひの條。すこしうちなやみ。おもやせておほとのこもれる御ありさま。常よりもあへかにわかくうつくしげなり。ちいさきとうろを御帳の内に隈もなきに云々。翫びの燈籠なるへし。燈籠は月なき夏夜。窓にかけて。庭のあかりとするなり。源氏常夏。月もなき頃なればとうろにおほとなぶらまいれる。篝火。夏の月なきほどは。にはの光りなきいと物むづかし。若菜下。月こゝろもとなきころなれば。とうろこなたかなたにかけて。火よきほどにともさせ給へりなどあり。」閑窓隨筆に。往古より禁中には紙燭燈籠。切燈籠。結燈籠（以上油火なり）を用らる。庭上は庭燎松明等なり。今世も禁中はすべて油火なり。御内々にては品により蠟燭を用らるゝ事もありとなり。燭臺。行燈。挑灯等は。近世出來たるものなり」と見ゆ。【石燈籠】は古く製造せしものと見えて。擁書漫筆に。石燈爐の名物は橘寺の佛像と十二支をゑりたるが。年號をしるさゞれども。天下第一の古物といふべし。次に春日の祓殿社なるは。火ぶところに鹿の形あり。春日社に火見形といふがあり。西屋。

好古類纂所載蓮華寺形

宝玉

笠

火袋

中臺

竿石

台石

同書所載橘寺古燈爐

同元興寺延元元年燈爐

柚木。東大寺の八幡宮。三月堂。般若寺の文珠堂。秋篠寺。春日の奥院。當麻の穴蟲石などいとおほかり。元興寺に。延元元年の燈爐あり。太秦に賴政の寄附といひ傳しがあり。大德寺の高桐院に幽齋法印のめで給ひしがあり。近き比には泉涌寺の雪見形など聞ゆ。」又同書に。相模國筑井郡下河尻村なる。寶泉寺の觀音堂には。建久二年の年號をしるせるものありときく」とあり。嬉遊笑覽に云。古代は庭に石燈籠を置くとなし。石燈籠は寺社の物なるを。茶湯者取て庭に置て見物とす」と。近世奇跡考に云。淺草花川戸の町口に。古代の石燈籠一基あり。火袋に六地藏を刻す。竿石に文字あれども。磨滅して讀がたし。わづかに十月二十二日。兵衞と云八字。おぼろげに見ゆ。江戸砂子增補に。鎌田兵衞政淸寄立の銘ありしよし云傳ふとしるせり。

泉涌寺雪見形燈爐

樓門雪見形と云ふあり。脚二本なり。

紫の一本に。近衞院の御宇。左馬頭義朝。觀音（淺草寺）の飛うつり玉ふ榎を以て。觀音の像をつくり立玉ふ。今に內陣にあり。臺座に鎌田兵衞政淸とかきつけあり云々。此說によれば。彼燈籠も。其節鎌田が寄立せしもの歟。燈籠の銘磨滅したれば推量の說のみにて。決定しがたしといへども。古物とは見ゆるもの也。事跡合考に。淺草の土人ども語つたへて云。昔霞ケ關および平川町の方より。觀音門前馬

トウロ

次にて。みな旅宿町也。今存在の六地藏石燈籠。往古よりの馬駕籠の立場也云々。たまたま市中にかゝる古物の殘れるはめづらし。再按。彼地の古老に問に。ちかごろ回祿以後。年號磨滅す。其以前は。應安元年と云文字。かすかに見えしと云。然則鎌田が寄進と云は。妄說なり。應安は後光嚴帝の年號也。應安元年より。文化元年にいたりて。四百三十七年におよべり。山の宿に嘉曆四年の古碑もあれば。應安の時代さもあるべし。」上野東照宮石燈籠の事を一話一言に。奉寄進。佐久間大膳亮平朝臣勝之。東照大權現寶前石燈籠。寛永八年辛未孟冬十七日。」右石燈籠日本に三基といへり。奇代の大燈籠也。高一丈八尺許もあり。京都南禪寺。尾州熱田社前にあり。製皆おなじと云。又藤堂高虎の奉納にて鐵燈あり。其製尤奇なり。是は御供所に行方にあるなりと見えたり。」好古類纂にいはく。水戸なる常磐公園内好文亭の茶室何陋庵の庭前にある石燈籠は。異形にしていとふるきものなり。常磐公園攬勝圖誌にいふ。大同年製のよしいひ傳ふれども詳ならずと。果して大同年間のものならば。これをこそ第一の古物といふべけれ。松浦伯の東京淺草向柳原町の邸内にある古燈籠は。源義經の妾靜女のすゑたりといひ傳ふるものゝよし。さればこれもまた古きものなり」と。なほ同書に數多の圖形を出せり。それより圖を除きて抄し出さんに。【春日三作】（第一）祓殿。世にハラヒ堂と云。（第二）大黑殿。世に柚の木と云。燈爐の邊に小き柚の木あり。故にしか云。（第三）水屋。これを三作と云ふ。中にも祓殿は最上の形なり。【般若寺】文珠堂とも云。【西ノ屋】西ノ屋の前にあり。【燈明寺】ならより一里丑寅の方加茂と云所。燈明寺と云寺の庭にあり。【橘寺】太子と云。則和州橘寺の庭にあり（圖參看）。【元興寺】奈良地南の端にあり古新二本あり（圖參看）、【三月堂】東大寺中三月堂の前にあり。以上九臺【名物の燈爐】なり。その他霞形。龍田形。太秦形。阿彌陀堂形。難波大佛形。家原形（泉州家原寺にあり）。市原の小町形。大德寺形。白砂形。蓮華寺形（圖參看）。釣燈籠形。遠州形。有樂形。織部形。利休形あり。而して利休形に至ては。其の形一定せず。蓋利休の好みにも種々の形あるべければ。利休好と云ふべきを。一口に利休形と誤り名つけしならん。

【鐵燈籠】其古きものを桂林漫錄に云。鹽釜鐵燈籠。俳士芭蕉が奥細道に。鹽釜の明神に詣づ。神前に寶燈あり。鐵の扉の面に。文治三年七月十日和泉三郎忠衡敬白奉寄進。竪一尺一寸七分。幅一尺二寸九分」と見ゆ。去れば石。或は金屬を以て燈籠を造りし事。古きものなり。

【切子燈籠】は用捨箱に云。俳諧世話盡（承應三年土佐國皆虛著。明曆二年刻）に。折かけ燈籠。腰折燈籠と。竝べ出せり。又。五人女（貞享三年印本）五の巻に。なき人の來る玉まつる業とて。鼠尾草折敷て。瓜なすびをかしげに。枝豆かれ〴〵に折かけ。燈籠かすかに棚經せはしく」などいふ事見えたり。洗濯物（一雪撰寛文六年印本）神翁云。つぼみの地をむきてたはみたるを。竹を折かけしに見たてし句也「火をともす百合は折かけ燈籠かな。信直」。續虛栗（貞享四年刻）「親は鬼子はくち惜しき蓑蟲よ。其角」。「折かけ張ん月の文月。野馬」。秋の日（袖さうしより抄出。原本未レ見）。「色黑き下部つまげてかしこまり」鼠彈「切籠折かけ淒き夕ぐれ。一井」。此折かけ燈籠。享保中まで江戸にもありし事は。父の恩を證とすべし。其畵にて大畧の形を知るのみなりしが。友人菜橘樹郡太尾堤の地藏堂に。數多掛ありしを持來りしにて。初て見たり。彼所にては今も魂祭りに用ひ。それを此堂に納めしなるべし（太尾村は川崎より二里ばかり鶴見の川上なり）。猶後段參看すべし。

同書所載

切子燈籠圖

【盆燈籠】和事始に云。七月十五日の夜。燈籠を點ずる事。後堀河院寛喜の前後に始まりしよし。藤原定家の明月記に見えたり。」歲時記栞草に云。燈籠一切經音義。燈籠又爐に作る。火の居所也。定家卿明月記。近年民間に長竿を建て。その末梢に燈籠を設け。紙を貼し燈を擧て遠近ともに是を見る。流星に似たり。五雜俎宋の初に中元。下元皆燈を張ること上元の例の如し。太宗淳和年中始てこれをやむ。本邦の俗中元の夜。家々燈を張て二十四日乃至晦日に至る。或は朔日より三十日に至るもあり。又白き提燈を出すもあり。」藝苑日沙に云。自㆓十五日㆒至㆓晦日㆒。每夜亘㆑索街上㆒。懸㆓燈籠數百㆒。兒女袨服靚粧爲㆑隊舞踏達㆑旦。謂㆓之踊㆒。有㆑歌以爲㆓之節㆒者。謂㆓之音頭㆒。樂則有㆓三絃細腰鼓㆒。」又云く。中元後。家々設㆓燈籠㆒。前㆑是市肆售㆓各色華燈㆒。六稜萬眼。菡萏毬子。人物馬騎。紗綃琉璃。品類不㆑一。

【高燈籠】田舍には今も有ど。江戸には早く絕たり。用捨箱に云。新見翁の昔々物語

トウロ

に。昔は御旗下死去して其年より。七月高燈籠と云物を立る。七回忌まで立るもあり。立樣は六月晦日長さ五六間の杉丸太の上に三角のいらかを結。杉の葉にて包。四手(シデ)をきッて付。燈籠は辻番の行燈の形にちひさく作。上開き下すぼませ。屋根も板にてこしらへ。玄關と臺所の間の廣みに建。七月朔日より晦日まで。毎夜暮六ッより明六ッまでともす。一向宗には見えず。他宗はみな〳〵如レ此。哀に見ゆるなり」とあり。是享保十八年に記されしなれば。既に當時在家の高燈籠の絕たるは明なれど。いつの頃迄有し歟知らず。考へ合すべき草紙も未レ見。たゞ師宣が畫本に圖あり。左に模す。俳諧當世男(延寶四)。「杉葉たつ又六が爲か高燈籠。似春」。(在家の高燈籠といふ證にはとりがたけれど「杉の葉にて包」とあるに合す)。

貞享時代霊祭
高燈籠ノ圖

今も死亡者ある家にて。七月軒へ燈籠をかくるは此餘波にて。高燈籠も三年に限る風俗なりし故。七回忌までたつるもありと。昔々物語にことわられしなるべし。三角にいらかを結。四手をきりて付るなど。總て老人の記されしに此畫よく合す(吉原玉屋山三郎が家にて。新精靈にはかゝはらず。毎年高燈籠を出す事。今に絕ず。在家に此事あるは彼家のみならんと。三亭いへり。近年は硝子にてよそほふ故。高燈籠とは見えがたしとぞ)。卯月に身まかりし人をしたひて。富士石(延寶七年刻)。「郭公面影かへれ高燈籠。調枕」。金臺錄(享保十九年刻)。「吉原の燈をさげすむか高燈籠。咫尺」。延寶の句は一人のためにかゝげし在家の燈籠なり。享保の吟は山谷橋場わたりの寺院の燈籠なり。同高燈籠の句も。時代によりて見ざれば。句意の解しがたき事あるべし。【きりこ燈籠】きりこと云に種々の說あり。切籠又は切紙と書は。紙を切てさげたるより當たるなるべし。紙捻をこよりといへば。紙にことといふ訓もありて。此說あたれるやうなれど。予考ふるに切子と書がおだやかならん歟。新撰犬筑波集(永正年間山崎住宗鑑撰)。前句「子どもや思ふまゝに狂はん」。附句「生木にてけづるこたつの火はつよし」。ふるくはこたつとばかりいふが。今いふこたつやぐらの事也。子とは格子のこ也。こたつやぐらが生木なるゆゑ。火氣にて格子が狂んと。前の小兒の句を火脚の子にとりなしたる附句なり。さて。梯子の事をのぼりばしといふが中昔よりの俗語なり。今はしごといふは。はしは。のぼりばしの上略にて。こは踏てのぼる横木のこ也。長者教(寬永四年印本。寫本の如く開板と奧書あり。按するに室町家の頃の俗書也)に云「たとへばはしのこを一ッづゝあがるに。いそがんとて二ッあがるゆゑに落るがごとし」とあり。のゝ字あるにて考べし。正章獨吟百韻(寬永年間吟)前句「子をうしなひてうきは百萬」。附句「棧鋪へ能の牛にのほりばし」。踏てのぼる横木を子といふとも。是等の句にてよく聞えたり。さて。はしの子。こたつの子といふも。左右に親にたとふべき柱あるに對しての名也。今障子の窓のことを。しやうじの子といふも同意。是よりうつりて總て四角につくる格子やうの物を。組子といふ。その角々を切たるが切子なり。切は隅切角の切。子は組子の子なりと解さば論なかるべし。昔よりきりこの字論あるを其角はうるさくや思けん。貞享元年自ら筆耕せる蠧集には。片假名にて書り。」歲時記栞草に云。禁裏御燈籠。滑稽雜談。當世において。禁裏へ御家門方より燈籠を獻せらる。奇巧金銀を鏤め。花鳥人形等の美を盡せり。是を南殿にかざらる。いつのころより始りけるにや尋ぬべし。十四日には禁門を赦して。賤の男女を庭上に入て是を拜せしむ。」【折かけ燈籠】川捨箱。魂祭にむかし用ひし折かけ燈籠も江戸には絕たり(中略)。續虛栗(貞享四年附句刻)。「親は鬼子は口をしき蓑虫よ。其角」。「折かけはらん月の文月。野馬」(中略)。竹藪を折かけて。その儘垣にするを折かけ垣といふ。此燈籠も竹を折かけてつくる故の名なり。うりものにてはなく。家々にて作りしとおぼしく。よく竹をおしたわめたるものあり。又名の如く折かけて上すぼく。形のわろきも

トウロ

あり。一ッ一ッに異なりしとぞ。」又云。【花燈籠】造り花なもて美しく餝りたる燈籠なるべし。

【廻り燈籠】は䕃草に。なとりの事をいふところ。揚燈籠。廻り燈籠の軒にふらめき。また鷹筑波集「ことを巧みに色をよくする。かゝやくやまはり灯呂のすはう紙。日能」。「よを厭ふ姿か月のかげ法師。かしこきちゐの廻り燈籠。宗朋」。みな寛永中の作なり。懐子「めぐりあひて見しやそれそれ影燈籠。身にそふや秋の月よりかげ灯呂」。續山井「こたくみのいそげば廻るとうろ哉」。「平仄をしあはせぬるやもじ灯呂」(文字を綟子の絹にとり。字の平仄をあかしの瓶燭にとりたるなり)。猶あまたあれど益なければ錄せず。廻り燈籠は漢土に走馬燈といへり。桃西雜志に。壁上の畫ありくやうにみゆるを。畫中人緣レ壁而行。如二燈戯之狀一まはり燈籠に似たるをいへり。

【戴燈籠】貞德文集。六月十三日條。戴二燈籠一笠レ鉾鐘鑄之時躍。衆之裝束不レ殘可レ被二恩借一候。戴燈籠を板本にあけ燈籠と點を付たるはわろし。字のごとくいたゞきと讀むべし。是れをどり燈籠なり。京師花園は北山邊の在名なり。七月十五日の夜をどるなり。在所の新婦は必當燈籠の尾のあるを頭に戴き踊る者なり。鐘鑄の風流に是を用るなるべし。佐夜中山集「作りものや實にさまざまの舞燈籠」とあるは是にや。廻り燈籠にはあるべからず。又た茶人の川ゆる櫻とう籠は。赤がれ糞くるめにして張り圓く作り。惣體櫻花を彫透したり(戴燈籠の圖をどりの條に出だせり)。

【吉原燈籠】は武江年表享保十一年七月の條に。吉原仲の町に燈籠を出す(角町中萬字屋の名妓玉菊といへるもの。享保十一年午三月二十九日死せり。今年三回忌にいたり。盆中靈をまつるとて。仲の町俵や。虎文。揚屋町松屋八兵衛なといへる者。此事をはじむ。始は切子とうろうにてありしか。小川破笠か奇巧より。次第にたくみになりしといへり。ことし玉菊追善袖さうしといへる河東節の上るり。竹婦人作にて行れたり)。

【切組燈籠】は同書寬政十二年の條に。兒輩の玩ぶ。切り組燈籠繪は。上方下りの物なり。夫故始は京の生洲。大阪の天滿祭の圖抔を重板せり。寬政。享和の頃。蕙齋政美多く畫き。又北齋も續ひて畫けり。文化にいたり。歌川國長豐久。此技に工風をこらし。數多く畫き出せり。其の梓今にありて年々摺出せり」といふ。明治以後盆のに非ざる平常の燈籠はみな硝子張りにて。茶屋向の軒に點する釣燈籠。商家の門口に目印に出す軒燈籠。神社の境内。公園道路等の燈籠皆硝子なり。

トウロク 登錄は。不動産。船舶等の所有權。讓與。賃借權。質權。抵當權等に關する事項を登記し。或ひは商事會社。辯護士。醫師。海員。著作權。特許。意匠。商標。鑛業。國債等に關する諸種の事項を官簿に登錄するを云ふ。此の登錄を請ふものは法律に定むる處の登錄税を要す。明治二十九年三月法律第二十七號を以て登錄税法を公布せらる。其要に曰く。第二條。不動産に關する登記を受くるときは。左の區別に從ひ登錄税を納べし。一。法定の家督相續に因る所有權の取得。不動産價格千分の七。二。第一號以外の家督相續又は遺産相續に因る所有權の取得。不動産價格千分の十五。三。遺言贈與其他無償名義に因る所有權の取得。不動産價格千分の四十。四。第一號乃至第三號以外の原因に因る所有權の取得。不動産價格千分の二十二。五。從來保有せる所有權の保存。不動産價格千分の五。六。共有物の分割に因りて受くる不動産價格千分の五。七。永代の地上權の取得。不動産價格千分の二十五。八。地上權。永小作權の取得存續期間十年未滿。不動産價格千分の二。同二十年未滿千分の三。同三十年未滿千分の四。三十年以上千分の五。存續期間の定めなきもの千分の五。九。賃借權の取得存續期間十年未滿。不動産價格千分の一。存續期間十年以上千分の二。存續期間の定めなきもの千分の一。十。地役權の取得要役地價格千分の一。十一。華族世襲財産の創設。不動産價格千分の二十。十二。先取特權の保存又は取得債權金額又は不動産工事費用豫算金額千分の六。十三。質權。抵當權の取得債權金額千分の六。十四。競賣强制管理の申立。債權金額千分の六。十五。假差押。假處分。債權金額千分の四。十六。抵當ある債權の差押。債權金額千分の六。十七。相續財産の分離所有權に付ては。不動産價格千分の六。所有權以外の權利に付ては。不動産價格千分の一。十八。請求又は申立に因り抹消せられたる登記の回復。不動産每一箇金二十錢。十九。假登記不動産每一箇金二十錢。二十。豫告登記不動産每一箇金二十錢。二十一。附記登記不動産每一箇金二十錢。二十二。登記の更正。變更又は抹消。不動産每一箇金十錢。」第三條。船舶に關する登記を受くるときは。左の區別に從ひ登錄税を納むべし。一。法定の家督相續に因る所有權の取得。船舶價格千分の三。二。第一號以外の家督相續又は遺産相續に因る所有權の取得。船舶價格千分の六。三。遺言贈與其他無償名義に因る所有權の取得。船舶價格千分の二十。四。第一號乃至第三號以外の原因に因る所有權の取得。船舶價格千分の十五。五。從來保有せる所有權の保存。船舶價格千分の一。

六。貸借權の取得存續期間十年未滿。船舶價格千分の一。存續期間十年以上。船舶價格千分の二。存續期間の定めなきもの。船舶價格千分の一。七。質權抵當權の取得。債權金額千分の六。八。競賣の申立。債權金額千分の六。九。假差押假處分。債權金額千分の四。十。抵當ある債權の差押。債權金額千分の六。十一。登記の更正。變更又は抹消。船舶每一箇金十錢。」第四條。船籍の登錄を受くるときは左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。新規登錄每十噸金五十錢。二。轉籍每十噸金十錢。三。除籍每十噸金五錢。四。登錄の變更船舶每一箇金十錢。」第五條。土地臺帳に左の事項を登錄するときは土地所有者は左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。新規登錄。地價千分の二十。二。地價の設定。地價千分の十。三。地價の修正。地價千分の十。四。開墾。地價千分の十。五。鍬下年期附與。地價千分の十。六。地價据置年期付與。地價千分の十。七。鍬下年期の繼年期付與。地價千分の十。八。新開免租年期の繼年期付與。地價千分の十。九。低價年期の付與。地價千分の一。十。地租條例第二十二條の地價の修正。地價千分の一。十一。地價の復舊。地價千分の一。」第六條。商事會社其他營利を目的とする法人にして登記を受くる時は。左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。但し第一號。第三號。第六號。第九號の場合に於て稅金額十圓未滿なるときは十圓とす。一。合名會社。合資會社設立財產を目的とする出資の價格千分の三。二。合名會社。合資會社出資增加財產を目的とする增出資の價格千分の三。三。株式會社設立拂込株金額千分の四。四。株式會社資本增加增資拂込株金額千分の四。五。株式會社第二回以後の株金拂込每回拂込株金額千分の四。六。株式合資會社設立拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格千分の四。七。株式合資會社資本增加增資本拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格千分の四。八。株式合資會社第二回以後の株金拂込每回拂込金額千分の四。九。合併又は組織變更に因る會社の設立拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格千分の一。十。合併に因る會社資本の增加增資拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格千分の一。十一。債劵發行債權總金額千分の一。十二。支店設置每一箇所金十圓。十三。本店又は支店の移轉每一件金五圓。十四。支配人の選任又は代理權の消滅每一件金五圓。十五。登記事項の變更消滅又は廢止每一件金五圓。十六。登記の更正又は抹消每一件金五圓。十七。解散每一件金三圓。十八。清算人の選任。解任又は變更每一件金一圓。十九。清算の結了每一件金一圓。支店所在地に於て前項各號の登記を受くる時は每一件金一圓の登錄稅を納むべし。

財團法人。又は營利を目的とせざる社團法人にして登記を受くるときは。左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。法人の設立每一件金五圓。二。法人設立後の事務所設置每一件金三圓。三。事務所の移轉每一件金二圓。四。登記事項の變更消滅又は廢止每一件金一圓。五。登記の更正又は抹消每一件金一圓。六。解散每一件金五十錢。七。清算人の選任解任又は變更每一件金五十錢。八。清算の結了每一件金五十錢。左の事項に付登記を受くるときは。左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。商號の新設又は取得每一件金五圓。二。支配人の選任又は代理權の消滅每一件金五圓。三。船舶管理人の選任又は代理權の消滅每一件金五圓。四。商法第五條第七條に依る登記每一件金二圓。五。民法第七百九十四條。第七百九十五條及第七百九十七條に依る登記每一件金二圓。六。登記事項の變更消滅又は廢止每一件金一圓。七。登記の更正又は抹消每一件金一圓。」第七條。左の事項に付辯護士名簿に登錄を請ふ者は左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。新規登錄金二十圓。二。登錄換金十圓。三。取消の請求金一圓。」第八條。左の事項を官簿に登錄するときは醫師。藥劑師。獸醫。蹄鐵工は左の區別に從ひ登錄稅を納むへし。一。新規登錄醫師金二十圓。藥劑師金十二圓。獸醫金十二圓。蹄鐵工金五圓。假開業醫師金五圓。假免許獸醫金三圓。假免許蹄鐵工金一圓。二。登錄事項の變更每一件金五十錢。」第九條。左の事項を官簿に登錄するときは海員は左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。新規登錄甲種船長金十五圓。甲種一等運轉士金十圓。甲種二等運轉士金六圓。乙種船長金十圓。乙種一等運轉士金四圓。乙種二等運轉士金三圓。丙種船長金六圓。丙種運轉士金二圓。機關長金十五圓。一等機關士金十圓。二等機關士金六圓。三等機關士金三圓。水先人金二十圓。二。登記事項の變更每一件金五十錢。」第十條。著作權の登錄を請ふものは左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。文藝。學術。美術の著作物每一種一回金十圓。但し演劇脚本及び寫眞を除く。新聞紙及び定期刊行物每一號金五十錢。演劇脚本每一號一回金五十圓。寫眞每一版金五圓。著作權の讓渡又は質入每一件金五圓。無名又は變名著作物の著作者の實名登錄每一件金五圓。」第十一條。特許に關し登錄を受くるものは左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。讓渡又は共有每一件金十圓。二。質入每一件金五圓。」第十二條。意匠に關し登錄を受くるものは左の區別に從ひ登錄稅を納むべし。一。讓渡又は共有物品一類每に金二圓。二。質入物品一類每に金一圓。」第十三條。商標に關し左の事項の登錄を受くるものは左の登錄稅を納むべし。讓與又は共有商品一類每に金十圓。第十四條。鑛業に關

し左の事項を官簿に登錄するときは記名者は左の區別に從ひ登錄税を納むべし。一。試掘金七十五圓。二。採掘金百五十圓。三。試掘增區及增減區に係る訂正金三十圓。四。採掘增區及增減區に係る訂正金七十五圓。五。買受讓受金七十五圓。六。採掘權書入又は試掘延期金二十圓。七。減區に係る訂正金五圓。八。鑛區の合併又は分割金十五圓。九。廢業金五圓。」第十六條。國債の登錄を請ふ者は左の區別に從ひ登錄税を納むべし。一。新規登錄債權金額千分の二。二。登錄變更債權金額千分の一。三。登錄除却債權金額千分の一。」第十七條。登錄税は印紙を以て之れを納むべし。但し勅令の定むる所に依り現金を以て徵收することを得。」第十八條。登錄税は總て金一錢以上とす。一錢未滿の端數は金一錢として之を計算す。第十九條。左に揭くる者には登錄税を課せず。二。政府自己の爲にする登記。二。公立の學校。病院及養育院の所用に係る不動產の登記。三。公園。社寺。堂宇の敷地及び墳墓地に係る登記。四。明治六年第十八號布告地所質入。書入規則及び同八年第百四十八號布告建物書入。質入規則に從ひて。公證を經たる證書面の權利に付て債權者より申請する登記。」第二十一條。現行法律命令に規定する登記料又は手數料等にして本法に規定する登錄税と重複する者は本法施行の日より之れを廢止す云々。尙明治三十二年五月勅令第二百五號を以て登錄税法施行規則を公布され。同年同月大藏省訓令第三十八號を以て登錄税法施行規則第四條に依り印紙を提出したる者あるとき取扱方の件。明治二十九年三月大藏省訓令第五號登錄税法施行手續。明治三十年三月律令第四號契税規則。同年五月臺灣總督府令第九號契税規則施行細則。明治三十二年五月大藏省訓令第二十一號明治二十九年大藏省令第六號及從來登錄税法の施行に關し北海道廳府縣に於て發したる命令廢止の件。明治三十三年三月法律第四十四號登錄税法中改正法律。明治三十四年四月法律第二十六號登錄税法中改正の件。明治三十二年七月勅令第三百二十二號臺灣に登錄税法施行の件。明治三十二年五月大藏省令第三十九號登錄税法第五條及第十六條の登錄税額の報告に關する件。明治三十四年四月法律第二十五號屯田兵及び屯田兵村に給與したる土地の登錄税免除に關する件等を公布せらる。而して登錄税に納むる印紙は明治三十一年七月勅令第百四十四號を以て收入印紙に關する件中。證劵印紙。訴訟印紙。煙草印紙。賣藥印紙。登記印紙を貼用すべき場合には自今一樣の收入印紙を用ゆべし」とあり。故に登錄税には收入印紙を用ゆべきなり（シウニフイムシの部を看よ）。

トキ　時。（トケイを見よ）

トキノカ子　時鐘。（カ子。トケイを見よ）

トキム　頭巾は。又兜布とも書く。役行者の法流修驗者の正額に當て鉢卷とする者なり。彼家傳に。十二の襞あるは衆生所具十二因緣を表す。其色黑きは最明無明を顯す。前八分に之れを着るは不動頂上の八葉を示すなりといふ。和訓栞に。頭巾なり。音を異にして通俗に分つ云々。」貞丈雜記に。古のトキムは今の世に山伏どものかぶる物とは形違たり。職人盡歌合の繪（土佐光信が畫）に見えたる山伏のトキム左の如し。又相州遊行寺の什物。一遍上人御傳記の繪も。土佐か繪也。其繪の內熊野權現の御形を。山伏姿にゑがきたるも。ときんの形右の如くにして。耳の前雨の頰の通りに。頭巾より下りて廣く平き紐の如くなる物あり。その長さ足までとゞく程也。是れは長頭巾と云物也と。住僧申ける由山岡浚明語り侍りし。義經記に判官北國落の條。辨慶山伏姿に成し事を書たるに。新宮やうの長ときんをぞさげたりける（下るとは雨の紐を云）といへり。熊野にては長ときんを用る事なるへし。何れも今の世のときんとは違たり」とあり。また嬉遊笑覽に。ときん今はいと小さくなりて。頭巾めかず異ものゝ如し。古き繪などにてもみるべし。形大にて頭上をおほふ。今の製といたく異なり。昔の山伏は頭剃たるはなく。常に髮を亂して其上に頭巾をきたり。砂石集（六）。榮朝上人說戒の條。男かとみればさすがに袈裟に似たる物かけたり。また烏帽子にもあらす。童にもあらず。法師にもあらず。さるものゝ候ぞやと。山伏の有けるを見ての給ひければ云々。」此烏帽子にもあらずといへる下には。必脫文あるべし。さて童にもあらずとは。散髮なるさまをいふなり。又著聞集。興言利口の部に。法師と。鑄もじと。山伏と。三人一宿にとまりて。山伏いもじが眞似して。遊女がもとによばひすることをいへる處に。人しづまる程に。此山伏おきゐて髮をもとゞりにとり。いもじ男はたゞよくねいりぬ。法師はそらねいりして。此山伏がふるまひを見ゐたるほとに。もとゞりとりはてゝ。ねいりたるいもじか烏帽子を取きてけり。さて遊女が

寢たるぬりごめのもとに至り云々。あるをもて山伏散髮なるを知るべし。又太平記大塔宮熊野落の條に。御供の者までも。皆柹の衣に笈をかけ。頭巾眉半にせめ。其の中に年長せるを先達に作り。出羽なる山伏の熊野參詣する體にぞ見せたりける。又同條の末に。片岡八郎。矢田彥七。あら熱やとて頭巾脫て側にさし置。實の山伏なられば月額のあとかくれなし云々あり。頭巾眉半にせめとかけるは。似せ山伏となりて。月額かくさんが爲めなり。又頭巾ぬきたれば。月額のあとみえしといふにて。ときんの大なるを思ふべし。眉半の字まゆはづかにと讀べくや。えぼし折雙紙。やげした小六吉次が宿を見とゝくる處。かきのすゞかけ。餝磨のときん眉はづかに引こうて云々あり。眉の少ばかり見ゆる程に。さ込たるなり。狂言記つたう山伏の詞に。ときんといつは一尺許の布を黑く染。ひだを取てひたひにあつるをもつて。ときんと云とあれば。猶後の製なり。古畫を見るにえぼしのやうなると。燕尾帽のやうなると。二種あり。是もと一物なるべし。或人云。上古の折頭巾の摸しあり。其形は今世檢校座頭の被る。燕尾帽の短きものなり。表は黑。うらは淺黃。色紐あり。後にて結ぶといへり。其圖をみるに大帽の絹を折て作れるなり。實にも瞽者のぼうしに似たり(此こと別に考あり。長ければこゝには畧す)。源平盛衰記に。シュチヤゥ頭巾所々に見えたり。出項頭巾なり。其圖は後三年合戰繪に見ゆ。剃髮の者法師武者などのかぶれるなり。紺布にては將棊がしらに縫たる頭巾なり。是又ときんより出たるなるべし」といへり。

トキワケコロモ　解分衣とは。袷或ひは綿入に縫かふる衣服を云ふ。和訓栞に。ときわけごろも綿拔の衣の事なり。「夏くれば賤が麻きぬときわける。かたゐなかこそ心やすけれ」とあり。また三省錄に綿ぬきの事。むかしは今のごとく四季折〻の衣服なくて。わたをぬき。袷とし。またときはなして解分衣といへり。今いふひきとき也」と見ゆ。以て古質朴のありさまを知るべし。

トキノコヱ　喊聲。貞丈雜記に云ふ。城せめ野合によらず。合戰の最初にときをつくれば敵もときを合する也。是合戰すへきと云事を敵に告る合圖也。敵もときを合するは心得たると答る合圖也。ときの作り樣大將聲を發して。ゑい〳〵と二聲いふ時。諸軍勢一同にあうと聲をあぐる也。如斯三度上る也。あうと云は大將の左の方よりいひ初る也。右より初るはいむ也。【勝どき】は大將床机に腰かけ。凱陣の肴を出し酒をのむ時。右手にて勝栗を取り。左手に扇を皆ひらき持て。扇つかひながらゑい〳〵と二聲いふ時。是も諸軍勢一同にあうと聲をあくる。是も左の方より聲をあげ初る也。かちどき三度也。今も世のことわざに我か理屈なる事を左扇をつかふといふは。かちどきより出たる詞なり。

トクガハ　ジダイ　德川時代。織田信長薨じて豐臣秀吉織田氏にかはる。少しく小康を得たりと雖も。壽永からずして薨ずるや。之が嗣たる者猶幼に。德川家康。前田利長之が後見たり。已にして家康自ら政を領して諸侯に號令するを慊とせさる豐臣氏の遺臣等家康を伐たんと欲し。關ヶ原に敗るゝや。大勢德川氏に歸し。慶長八年二月家康大將軍に任じ。幕府を江戶に開く。

將軍の名	諡及び字	在職年號
家康	東照宮	慶長
秀忠	台德院	元和
家光	大猷院	寬永。正保
家綱	嚴有院	慶安。承應。明暦。萬治。寬文
綱吉	常憲院(犬公方)	延寶。天和。貞享。元祿
家宣	文昭院	寶永
家繼	有章院	正德
吉宗	有德院	享保。元文。寬保
家重	淳信院	延享。寬延。寶暦
家治	浚明院	明和。安永
家齊	文恭院(大御所樣)	天明。寬政。享和。文化。文政
家慶	愼德院	天保。弘化。嘉永
家定	溫恭院(疳癪公方)	安政
家茂	昭德院(紀州公方)	萬延。文久。元治
慶喜		慶應

慶應三年朝廷と諸侯との勢力大なるに至り。同十月慶喜は攘夷の詔を奉じて將軍の任を盡す能はざるを以て。大政を奉還し。王政復古して明治維新となれり。

トクキヨケム　特許權。(セムバイ。シヤウヒヤウを見よ)

トクコ　獨鈷は。眞言宗の佛具なり。鈷又は杵又は金剛杵と云ふを總名とす。尖の一なるを獨鈷又微妙金剛杵と云ひ。三つあるを三鈷又は三股杵又は如來最上金剛杵と云ひ。五つあるを五鈷又は五股杵と云ふ。金剛杵は菩提心の義なりと云へり。

トクシヤ　特赦。（タイシヤを見よ）

トクセイ　徳政。（キエンを見よ）

トクリ　徳利と云ふものは。近世に起れり。故に古は瓶子を用ひしなり。瓶子は土器又は錫にて作れり。テウシの部に其の圖を載せたり。貞丈雜記に。今徳利と云物を。古は錫といひける也。むかしはやき物の徳利なし。皆錫にて作りたる故。すゞと云し也。」一話一言に。食籠錫のものなどもたせたりと。逍遙院殿高野詣の日記に見ゆ（拾葉集には住吉紀行とあり）。田舍にては今も徳利といはず。錫とのみいへりと塙檢校の話なり」と見ゆ。和訓栞に。とくり。㽅具理の義なるべし。群碎錄に。今人呼二藏酒器一曰レ㽅と見え。㽅にも作れり。下總の國にてはぼちと云ふ。」和漢三才圖會に。形大小不レ一而頸細長。民家日用酒瓶也。盛二醋或醬油一亦良。其贊小而蚊蚋塵埃不二入易一也。南京及朝鮮之作。土輕而酒不レ變レ味。備前印部（インベ）之產次レ之。肥前伊萬利之產又佳。如有二黴臭氣一者。能投二入水於內一。酒淨用二銀杏末一。和レ湯可レ洗」とあり。此書は正徳年中の印本なれば。當時に於ては既に徳利の名稱ありし事明かなり。近年燗徳利。貧乏徳利。御酒徳利等の冠詞あり。また其製造も種々の形ちに作れり。近年硝子製の徳利舶來して之をフラソコ又はビンと云ひ。一般大に利用せり。

トクニチ　徳日。古書に徳日により云々なといふことあり。徳日とは。もと五行家の說にて。生年衰日。行年衰日とて。その日に當れる人は。諸事を忌み愼むことなり。その衰日といふを嫌ひて。徳日といふなり。これらの事さして要用にはあられど。古書どもをよむにその謂れ知らさるも無下なれば。爰に古今要覽稿を抄出すべし。衰日は。もと五行家の說なり。皇朝にて用ひられし始。いまた詳ならす。その衰日といふ義は。たとへは子年に生れし人ならは。子を得て王し。丑にいたりて衰ふ。故に丑を衰日とす。午年に生れし人は。午を得て王し。未にいたりて衰ふ。故に未を衰日とす（五行大義）。これ即生年衰日なり（拾芥抄）。然ろに今世生年衰日を用ひすと。洞院相國記し給へは。それより前にはや行はれさりしとしらろ。さて今に用ひらろゝ行年衰日（拾芥抄）といふこと。またいつの世より用ひられしにや。そのはしめをしらす。されとも行年をくろことは。隋唐の比專行はれしことなれは（五行大義）。その始久しきことしられたり。行年のくりやうを考ふろに。甲子より癸酉まで。十年の内に生れし男は。丙寅を一とし。丁卯を二とし。戊辰を三とし。己巳を四とし。庚午を五とし。順にその人の歲ほと數へ。そのあたる歲を以て行年とす（五行大義）。然してその行年にあたる卦をみるに。離は寅申に衰へ。坤震は卯酉に衰へ。兌は子午に衰へ。乾巽は辰戌に衰へ。坎艮は丑未に衰ふ（拾芥抄。假名陰陽書）。されは今上天皇。文政九年寶算二十七におはします年は。辰戌を御徳日とし。仙洞寶算五十六におはします年は。寅申を御徳日とす。大宮御年四十八。女御御年十六。皆寅申を以て御徳日とす。今上は寛政庚申に降誕まします。庚申は甲寅旬の内なれは。丙辰を以て一とし。順に數へて。二十七を見れは。壬午にして乾卦にあたる。乾巽は辰戌を以て衰ふ。故に辰戌を御徳日とす。仙洞は明和八年辛卯に降誕まします。辛卯は甲申旬の内なり。即丙戌より數へ。五十六は辛巳にして離卦にあたらせ給ふ。大宮は安永九年庚子なり。庚子は甲午旬の内なり。女は壬寅より數ふ。四十八は己丑にして離卦なり。女御は文政八年乙酉なり。乙酉は甲申旬の内なり。女は壬辰より數ふ。十六は丁未にして離卦なり。即ち仙洞。大宮。女御三所共に離卦にあたらせ給ふか故に。寅申を以て徳日となさせ給ふ也。その明年二十八にならせ給ふ年は。丑未を以て徳日となさせ給ふなれは。行年衰日は年々にかはりて一定せす。生年衰日は一定してその人生涯かはるをなし。故に行年衰日の嚴なるに及はさるを以て。遂にとゝめられしなるへし。是を徳日と稱すること。またいつよりといふことを詳にせす。けたし凶事を吉事といひ。病痾を歡樂といへる例なるへし。五行大義云。五行[illegible]別生死之處不レ同。遍有二十二月十二辰一而出沒。木受二氣於申一。胎二於酉一。養二於戌一。生二於亥一。沐二浴於子一。冠二帶於丑一。臨二官於寅一。王二於卯一。衰二於辰一。病二於巳一。死二於午一。葬二於未一（拾芥抄生年衰日の條に。卯酉の生は辰戌を衰日といふ。即卯に王し木辰に衰ふか故なり）。金受二氣於寅一。胎二於卯一。養二於辰一。生二於巳一。沐二浴於午一。冠二帶於未一。臨二官於申一。王二於酉一。衰二於戌一。病二於亥一。死二於子一。葬二於丑一（即酉に王すれは戌に衰ふと云は是なり）。火受二氣於亥一。胎二於子一。養二於丑一。生二於寅一。沐二浴於卯一。冠二帶於辰一。臨二官於巳一。王二於午一。衰二於未一。病二於申一。死二於酉一。葬二於戌一。水受二氣於巳一。胎二於午一。養二於未一。生二於申一。沐二浴於酉一。冠二帶於戌一。臨二官於亥一。王二於子一。衰二於丑一。病二於寅一。死二於卯一。葬二於辰一（即子午は丑未を衰日とする義也）。土受二氣於亥一。胎二於子一。養二於丑一。寄二行於寅一。生二於卯一。沐二浴於辰一。冠二帶於巳一。臨二官於午一。王二於未一。衰二病於申一。死二於酉一。葬二於辰一（按に拾芥抄にいふ所。全く是に出るといふにもあらされとも。その衰日と云義はこれによれるなるへし）〇拾芥抄八卦部

☲　一。八。十六。二十四。三十二。四十。四十一。四十八。五十六。六十四。七十二。八十。八十一。八十八。九十六。百。百十二（弘賢按に百の下四の字あるへし）。衰日（甲

寅)。☷二。九。十七。二十五。三十二。四十二。四十九。五十七。六十五。七十三。八十二。八十九。九十七。百五。百十三(弘賢曰三十二を三十三にあらたむへし)。衰日(卯酉)。☱三。十。十八。二十六。三十四。四十三。五十。五十八。六十六。七十四。八十三。九十。九十八。百六。百十四。衰日(子午)。☰四。十一。十九。二十七。三十五。四十四。五十一。五十九。六十七。七十五。八十四。九十一。九十九。百七。百十五。衰日(辰戌)。☵五。十二。二十。二十八。三十六。四十五。五十二。六十。六十八。七十六。八十五。九十二。百。百八。百十六。衰日(丑未)。☶六。十二。二十一。二十九。三十七。四十六。五十三。六十一。六十九。七十七。八十六。九十三。百一。百九。百十七(弘賢曰十二を十三に改むへし)衰日(丑未)。☳七。十四。二十二。三十。三十八。四十七。五十四。六十二。七十。七十八。八十七。九十四。百二。百十。百十八。衰日(卯酉)。☴十五。二十三。三十一。三十九。五十五。六十三。七十一。七十九。九十五。百三。百十一。百十九。衰日(辰戌)。衰日。萬事忌之。八卦行事男自二丙寅一順計レ之。女自二壬申一逆計レ之。假令有二五歳男一。自二丙寅一順計二當年庚午一爲二行年一。有二七歳女一。壬申逆計丙寅爲二行年一。他傚レ之。衰日二類。生年衰日。行年衰日。今世不レ用二生年衰日一(按に上に記せし一二三四五は。即行年なり。その上に記せし卦は即その年の當卦なり)。○假名陰陽書。☲離中斷。おとこ一。八。十六。二十四。三十二。四十。四十一。四十八。五十六。六十四。八十。八十一。八十八(弘賢曰八十の上に七十二有へし。八十八の下に九十九有へし)。ねうはう五。十二。二十。二十八。三十六。四十五。五十二。六十。六十八。七十六。八十五。九十二。百。とく日(きのえとら。かのえさる)。☷坤皆斷。おとこ二。九。十七。二十五。三十三。四十二。四十九。五十七。六十五。七十三。八十二。八十九。九十七。女はう四。十一。十九。二十七。三十五。四十四。四十六。五十一。五十九。六十七。七十五。八十四。九十一。とく日(きのとのう。かのとのとり)。☱兌上斷。男女同三。十。十八。二十六。三十四。四十二。五十。五十八。六十六。七十四。八十三。九十。九十八。とく日(甲子男。庚午女)。☰乾皆連。男四。十一。十九。二十七。三十五。四十四。五十一。五十九。六十七。七十五。八十四。九十一。九十九。女二。九。十七。二十五。三十三。四十二。四十九。五十七。六十五。八十二。徳日(戊戌。ひのえたつ)。☵坎中連。男五。十二。二十。二十八。三十六。四十五。五十二。六十。六十八。七十六。八十五。九十二。百。女一。八。十六。二十四。三十二。四十。四十一。五十六。五十八。六十四。七十二。八十。徳日(辛丑男。己未女)。☶艮上連。男十三。二十一。二十九。三十七。四十六。五十三。六十一。六十九。七十七。八十六(弘賢曰十三の上に六有へし。八十六の下に九十三有へし)。女二。十五。三十三。三十九。五十一。六十三。七十二。七十九。八十七。九十五。とく日(己きのとの丑男。己きのとの未女)。☳震下連。男女七。十四。二十二。三十。三十八。四十七。五十四。六十二。七十。七十八。八十七(弘賢曰此下に九十四有へし)。徳日(男きのとの卯。女きのとの酉)。☴巽下斷。男十五。二十三。三十一。三十九。五十五。六十三。七十一。七十九。九十五。女六。十三。二十一。二十九。三十七。四十六。五十三。六十九。七十七。八十六。九十三。とく日(男己ひのえたつ。女つちのえいぬ)。續古事談云。堀川院御時(中略)。其日主上殿上にて人々に連句いはせ給ひけるに。國賢末句いへと仰られければ。今日わたくしの衰日なり。はゝかりありと申ければ。主上殿上の曆をめして御覽するに。巳日衰日いまたなき事なり。いかでか君をあさむき申。連句いはぬほとの者。いかで博士に成へきと仰られける。」拾芥記(五條大納言菅原爲學卿記)云。永正七年正月九日。晴陰室町殿每度十日雖御參內。去年冬之頁御手。御平愈以後。初御參之條。十日就禁裏御德日。今日御參內也。」生年衰日。生年の衰日といふは。針灸にのみ忌ことのよし拾芥抄にみえたり。拾芥抄吉凶日部。生年衰日。子午生(丑未)丑未生(子午)。寅申生(巳亥)。卯酉生(辰戌)。辰戌生(卯酉)。巳亥生(寅申)。假令子年子時誕生人。子日子時針灸忌レ之。又和氣嗣成朝臣云。子午生人。以二丑未一爲二衰日一之說所レ用也。奧書說不レ用也(弘賢曰。按に嗣成朝臣は。後鳥羽院御宇の人なり)。以上引證せる所を以て。其義を知るべし。

ドクミ 毒味は。人に先だちて食ふを云ふ。戰國の頃客に食を薦むるに。己れ食ふて後人に食はしむ。酒なども己先づ一獻飮みて客に獻ずるなり。將軍には御膳奉行にて先づ毒味せし食事を奉つるなり。貞丈雜記に云ふ。酒を【おにのみ】すると云事舊記にあり。おにとはすべて呑物。食物の毒のこゝろみする事なり。鬼はおそろしくつよき物にて毒をも何とも思はずとりくらふ心にて。毒の試みするをおにのみといふ。或說に禁裏にて。正月屠蘇酒を聞しめさるゝ時。藥子(クスリコ)とて幼少の女子に先のませて後に天子聞しめす也。食物の心みするも。かの藥子のごとく先食する故。小見と書ておにとよむ也と云はあやまり也。かの藥子は毒の心みにはあらず。幼年の人は行末のよわひ長き物なるゆゑ。それにあやかり給ふべき爲に先飮せらるゝなり。心見とは義理違ひたる事也」とあり。

トクワカ 德若。(マンザイを見よ)

トケイ 時計。自鳴鐘は外國より舶來せしものなり。古は水。或ひは土砂等

を器中に盛り其減量を以て時刻を計れり。文獻類纂に云。【漏刻】職員令。陰陽寮に。漏刻博士二人。掌下率二守辰丁一伺中漏剋之節上。守辰丁二十人。掌下伺二漏刻之節一。以レ時擊中鐘鼓上。此博士は何人を以て任せるにか。集解に朱云問未レ知二得レ考之人一歟。答不レ得レ考則此中取二長者一爲二漏刻博士一者未と。此の如く歷代博士を置かると雖も。其始は夙く天智天皇の御製に創れり。日本紀天智紀十年夏四月丁卯朔。辛卯。置二漏刻於新臺一。此漏刻者。天皇爲二皇太子一時。始親所二製造一也と。後世此事を讃して。日本紀竟宴歌に（天慶六年）。須女羅枳能。婀布美濔濔也爾。都玖到於枳斯。登礙農麻邇麻邇。微與毛多裔勢數」とある是なり。此官。官位令に從七位下の官とすれとも。職原抄に。五位。六位共任レ之といへるは。親房卿の頃は。位高き者も任せしなり。其後に至りて。此職を廢せられしは。何時ならん。日本紀略（一。延喜六年）には。烏昨二拔奏時之籤一といひ。朝野群載（十五）に。陰陽寮請二申石淸水御行幸用途一事の中に。麻布貳端。荷二漏刻器一綱料。又漏刻所臺宇半損の文あり。是永久五年の文なり。又百練鈔（六）。天治二年三月。漏刻鐘樓燒亡の事ありて。渾天圖漏刻等具取二出之一とあり。同書（七）。保元二年十一月十三日酉刻。被レ置二漏刻器一。年來斷絕事也と。一時再興すといへとも。順德天皇に至りては。博士も無く。漏壺も有らざりしと見えて。禁祕鈔に奏時事（天皇御製即建曆御記）。上古隨二陰陽寮漏刻一奏レ之。近代指計藏人仰レ之。丑杭以後爲二明日分一。と記るさせ給へるは此時已に絕たるなるへし。故に中古よりは。之を記せし者なし。其制知るへからず。只澁川景佑の壺漏說に。初學天文指南を引て云ふ黃帝漏水を創め。器を製して。以て晝夜を分つ（中略）。唐に至りて。晝夜百刻。一に古制に遵ふ。其法四匱あり。一に夜天池。二に日天池。三に平壺。四に萬分壺なり。又水海あり。水中に箭を浮へて。四匱に水を注く。夜天池より始て。以て日天池に入り。日天池より以て。平壺に入り。次第に以て相沿ひて。水海に入る。水中に浮へる箭には。上に刻分をきさみ成す。宋朝に用る所の制。亦唐の如くにして。其法晝夜百刻を十二時に分つ。每時八刻二十分あり。每刻六十分。計るに水二斤八兩。箭は四十八本なり。二箭一氣に當つ。歲每に二百一十六萬分を統ふ。悉く箭の上を刻む。銅烏水を別て下蓮心に注く。箭を浮へて以て上登す。其二十四氣。大凡氣差ふ事二分半。冬至には。日極て短し。春分には日均く平なり。冬至の後。行盈ち。夏至の後行宿る。乃陰陽升降の期なり。

漏刻說に載する所漏刻圖

（天智天皇御宇の制といふ）

夜天池

日天池

水漏注之管

平壺

百刻之刻

水海

萬水壺

トケイ

丁酉の仲秋安家（晴親卿）に江戸の客館に見ることを得て。偶漏刻の說に及ひて。我曾祖父泰榮。嘗て漏刻を製して。禁中へ獻せしと云へり。今茲戊戌初春。其圖竝に寸法を記して示さる。寶暦甲戌原暦。漏刻の篇と併觀するに。其寸法符せす。按に此二器は。親く試る者にあらさるへし。未だ依據するに至らす。以上の文に據るに。後世再之を作れる人は。澁川泰榮なるへし」（芳野按に。天皇御製の者は。蓋唐制にて。古法百刻の者なるへし。凡漏刻の變革。古今一ならす。周禮（挈壺氏）に見ゆる者は。晝夜百刻とす。是古制なり。隋書（十九）天文志（上）に 昔黄帝創觀二漏水一。制レ器取レ則。以分二晝夜一。其後因以命レ官。周禮挈壺氏則其職也。其法總以二百刻一分二于晝夜一（中略）。漢興張蒼因二循古制一。猶多二疎闊一（中略）。至二哀帝時一。又改用二晝夜一百二十刻一。尋亦寢廢。至二王莽竊レ位又遵二行之一。光武之初。亦以二百刻九日加減法一編二於甲令一（中略）。宋何承天云々。晝夜各五十五刻（中略）。至二天監六年一。武帝以二晝夜百刻一。分二配十二辰一得二八刻一。仍有二餘分一。乃以二晝夜一爲二九十六刻一。至二大同十年一。又改用二一百八刻一（下略）。陳文帝天嘉中。亦命二舍人朱史一。造レ漏依レ古百刻とあるは古今漏刻の沿革なり。）

【時計】近世用ふる所の自鳴鐘は。慶長のころ蘭國より渡來せしと云ふ。善菴隨筆に。慶長の初紅毛人自鳴鐘を始て持渡りしとき。蕃名は日本人の口なれさるゆゑ。別にとなへやすき佳名を擇て名つけたく。折節明の商船舶到せしかば相談に及ひしに。其形斗に似て。鷄の晨を司て。時を報するが如くなれはとて。新に斗鷄と名を命し。其記文さへも添て贈りしを。紅毛人官府へ其まゝ上納せし由。其事の大要は白石の東雅に出て（東雅卷七。器用第七。漏刻二。慶長中に西洋人トケイといふものをまゐらせし事あり。其刻に銜り製れる。今は盛りに世に行はれぬ。トケイといふ事蕃語にはあらず。その時の事しるせし日記には。斗鷄としるしたりけり。これも明人して蕃語を譯せしめてまゐらせし所なり。その器の製斗象のことくなるもの有て。その指所に隨て。その時を知て日々鳴て時を報する事。鷄の如くなれはかく名付し也。今はその字を用ひさるにや）。大勸隨筆にもいへり。斗鷄はいかにも雅名なるを。何者か杜撰に充字を以て。時計と書しより。時計の字行はれて。とけいは名のみ傳はり。本字をは知るものなきやうになり。近頃清人の日本の事を記せる書に。枕時計。樓時計の字を出すを見れは。今は清人までも。日本にては。時計の字を用ふると思へるならん。」また文藝類纂に。時辰儀。今時計と稱す。時のキを略し計の音を添へたるには非す。蓋し僞書の土圭測影より出たるなるべし。其原西洋の製にして。支那に來りしは。明の時なり。清翟灝通俗編（十四）。馮時可蓬窓續錄外國道人利瑪竇出二自鳴鐘一。如二小香盒一。一日十二時。凡十二次鳴。又出二番琴一。其製以二銅鐵絲一爲レ絃。不レ用二指彈一。只以二小板一按レ之。聲更清越。按二器亦自レ明有レ之。蓋與二眼鏡一同入二中國一と。是利瑪竇其數を傳播せんか爲に贈りしにて。我國にも亦致せしとあり。其人或は猶利氏ならん。大内義隆記に。 都督在世の間より。石見の國大田の郡には。銀山の出來つゝ。寶の山となりければ。異朝よりは是を聞。唐土。天竺。高麗の船を數々渡しつゝ。天竺仁の送物。樣々の其中に。十二時を司るに。夜晝の長短をちがへず響鐘の聲と。十三の琴の。絲ひかざるに。五調子十二調子を吟すると。老眼のあさやかにみゆる鏡の。 かけなれば程遠けれとも。くもりなき鏡も二面候へば。斯る不思議の重寶を。五さま送けるとかや（かけぬればの誤なるべし）。以上の二書說く所に據れば。支那。日本大抵同時に舶來せしと見ゆ。然れとも。支那には已に其製を得し者ありて。中古絕えたるなり。唐書（三十一天文志）。玄宗詔二一行一。與二令瓚等一更鑄二渾天銅儀一（中略）。立二木人二於地平上一。其一前置レ鼓以候レ刻。至二一刻一則自擊レ之。其一前置レ鐘。以候レ辰。至二一辰一又自撞レ之。皆於二櫃中一各施二輪軸一。鉤鍵關鏁。交錯相持。置二武成殿前一。以示二百官一。無レ幾而銅鐵漸澀。不レ能二自轉一。遂藏二於集賢院一。以上說く所に據れば。夙く唐時に創製せしなり。又我國にても。作りし人あり。筑後柳川櫻井養仙の漏刻說に。近世有二自鳴鐘一。中設二機關一。每レ遇二一時一輒自鳴焉。今也有二安井氏寺島氏一。制二渾天一。造二時計一と。然ば時鍊も亦安井氏に成れる者なり。其寺島氏は誰なるをしらす（按するに。又沙漏あり。其制亦西洋に出つといへとも。是亦支那創制の者あり。明史（二十五天文志）。崇禎八年。李天經又

樓時計

トケイ

請造二沙漏一明初詹希元以下水漏至二嚴寒一水凍輙不上能レ行故以レ沙代レ水と云ふ者是也。我國にも。近古までありしと見えて。享保年間刻梓子中に猫兒跳て沙漏を翻し。時を誤るの文ありて。其圖今の櫓時計の如く。中邊より沙の翻れたるを畫けり」と見ゆ。是今の時計をいふ。明治以後時計の輸入著しく多く。懐中時計。置時計。掛時計の各種每年輸入して。至る處時計の聲を聞かざる事なきに至れり。明治六年墺國博覽會の出張員田中精助時隷製造法を傳習し來りしが。近年に至り掛時計の製造起りて東京。大阪。名古屋。靜岡等にその會社の設立を見る。

【漏刻分度の事】文藝類纂云。漏刻分度。云々。延喜陰陽寮式に。諸時擊鼓の數を載て子午各九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下。辰戌五下。巳亥四下竝平聲。鐘依二刻數一とあるは。一日を十二時に分ち。其限每に鼓を擊ちしなり。鐘依二刻數一とは。唐六典（卷十）。大史局に挈壺生二人。司辰十九人。漏刻典事十六人。漏刻博士九人。漏刻生三百六十人。典鐘二百八十人。典鼓一百六十人ありて。挈壺正。司辰。掌レ知下漏刻孔壺爲レ漏浮箭爲上レ刻。以考二中星昏明之候一焉。箭有二四十八一。晝夜共百刻。冬夏之間有二長短一。冬至日南爲レ發。去レ極一百一十五度。晝漏四十刻。夜漏六十刻。夏至日北爲レ斂。去レ極六十七度。晝漏六十刻。夜漏四十刻。春秋二分發斂中。去レ極九十一度。晝夜各五十刻。秋分已後。減レ晝益レ夜。九日加二一刻一。春分已後。減レ夜益レ晝。九日減二一刻一。二至前後卽加減遲用レ日多。二分之間則加減速用レ日少。凡候二夜漏一以爲二更點之節一。每夜分爲二五更一。每レ更分爲二五點一。更以二擊鼓一爲レ節と。然れは一時を五點に分つは。夜更のみの如くなれと。其刻は晝にも有りしなり。延喜陰陽式に。擊下開二閉諸門一鼓上を載せて（是は開閉の鼓にして。前に所謂十二時を報するには非す。混すへからす）。巳四刻二分。卯四刻七分。酉四刻八分なとの文ありて。五刻に過る者なきに據れは。晝も一時を五分して五點とし。二分二至に隨つて。長短あれと。晝夜を十二時に分ち。一時を五刻に分ち。一刻を十分に分ちしこと明なり。然るに又夜更の漏を說くに。或は誤まる者あり。故に今こゝに辨す。淸少納言か枕草子に。時奏するいみじうをかし。いみじう寒きに。夜なかはかりなとに。こほ〳〵と。こほめみ。履すり來て。弦うちなとして。なんけの某。時うし三つ。子四つなと。あてはかなる聲にいひて。時の杭さす音なといみしうをかし。子九つ。うし八つなとこそ。さとびたる人はいへ。すべて何も〳〵四のみそ。杭はさしける」とあるを。春曙抄（十一）に。愚按に禁中夜時を奏することあり。昔は陰陽寮の屬官に漏刻博士ありて。十二時の一時を。四刻にわりて漏刻を置て。守辰丁とて（中略）。漏刻とは。銅壺に水を入れて。箭をたてゝ。其箭に四十八刻を付て。彼銅壺の水の滴りて。一のきざをあらはせは。是一刻なり。二あらはせは二刻なり。かくて四あらはせは。一時なり。其故に子一二三四。丑一二三四などいふなり。此漏刻箭のきざの數。或は百刻にせしこともあれと。此草子なとの頃は四十八刻にや」とあるは。偶然の誤りと見ゆれと。四あらはせは一時なりといひては。子四つと云ふは卽ち丑の刻にして。子四つの字殊に解し難し。是前に所謂。五刻なれは。子四つといひて。子五つといはす。子五は卽丑の時なること知るへし。後世の書なれと。吳竹集に（連歌師の手に成れりと見ゆ）。夜を五つに分て。又一時を五に分くるなり。一夜は二十五點なりといふ。夜戌亥子丑寅の五。各五點つゝ。すへて二十五點なりといへるは差はす。」また中村不能齋の舊來報時之稱といへる一篇を。學藝志林中に載せたり。最詳かに考證せるものなれば。前に引く所と重複もあれど。爰に抄出す云く。明治五年十二月二日。改曆以前は。晝夜を分かちて十二時とし。其稱は子の刻を曉九つ時と曰ひ。丑の刻を曉八つ時と曰ひ。寅の刻を曉七つ時と曰ひ。卯の刻を明六つ時と曰ひ。辰の刻を朝五つ時と曰ひ。巳の刻を晝四つ時と曰ひ。午の刻を晝九つ時と曰ひ。未の刻を晝八つ時と曰ひ。申の刻を夕七つ時と曰ひ。酉の刻を暮六つ時と曰ひ。戌の刻を夜五つ時と曰ひ。亥の刻を夜四つ時と曰ふ。皆訓讀にす。其中間を幾つ半時と曰ふ。半の字のみを音讀にす。而して日の出沒を以て日暮の六つ時とし。長短に隨ひ晝夜を各々六時に分額す。故に時間に長短あり。此報時の稱九に始まりて。四に終る者逆にして理に於て當らず。此辨將に下條に言はんとし。所見中に就て一二を採錄すること左の如し。日本書紀。天智天皇十年（辛未）夏四月丁卯朔辛卯。置二漏剋於新臺一始打二候時一動二鐘鼓一。始用二漏剋一。此漏剋者天皇爲二皇太子一時始親所二製造一也云々。」職員令に。漏刻博士二人。本註に掌下率二守辰丁一伺中漏刻之節上。また守辰丁二十人。本註に掌下伺二漏刻之節一以レ時擊中鐘鼓上とあり。官位令に漏刻博士は從七位下相當也。」近藤芳樹の標註に。漏刻之節とは。事林廣記に。漏刻銅壺の圖あり。其說云。蓋至二於唐一晝夜百刻。一遵二古制一。而其法有二四匱一。一夜天池。二日天池。三平壺。四萬分壺。又有二水海一。水海浮レ箭。四匱注レ水。始二夜天池一。以入二日天池一。以入二于平壺一。以相次入二于水海一。浮箭而上以爲二刻分一。また文選註に。司馬彪續漢書曰。孔壺爲レ漏。浮箭爲レ刻。下レ漏數レ刻。以考二中星昏明星一。【以レ時擊二鐘鼓一】陰陽式云。云々（此云々は下に擧ぐる子午各九下以下の文也。故に今略す）。これ晝夜十二時に鼓を用ひ。四十八刻に鐘を用ふ。延喜陰陽寮式に。凡漏刻燈油。隨二月大小一請二受所司一（從二三月一至二

八月。夜別四合。從二九月一至二二月。夜別五合）。年料所レ請帛。三丈六尺（拭二漏刻器一巾料。月別三尺）。絁。曝布。各々三丈六尺（竝水餝料。月別三尺）。調布三丈六尺（燈心料。月別三尺）。油坏二口。盤二口。麻笥二口。杓四柄。炭十二石（溫二解龍口凍一料起二十月一迄二正月一日別一斗）。十二月二十日勘錄申レ省。」凡撞二漏刻鐘一料。松木一枝（本周三尺長一丈六尺）。隨レ損令二左右衞門府卒採送。其綱料熟麻三十斤。隨レ損申レ省。請二大藏省。」擊下開二閉諸門一鼓上。

起大雪十三日至冬至十五日
卯四刻六分開諸門鼓
午一刻六分退朝鼓
日出辰一刻二分
日入申四刻六分
辰二刻七分開二大門一鼓
酉一刻二分閉門鼓

起小寒一日至十二日
卯四刻五分開諸門鼓
午一刻五分退朝鼓
日出辰一刻一分
日入申四刻七分
辰二刻六分開大門鼓
酉一刻三分閉門鼓

起小寒十三日至大寒七日
卯四刻四分開諸門鼓
午一刻五分退朝鼓
日出卯四刻終
日入酉一刻一分
辰二刻六分開大門鼓
酉一刻六分閉門鼓

起大寒八日至十五日
卯四刻二分開諸門鼓
午一刻二分退朝鼓
日出卯四刻七分
日入酉一刻二分
辰二刻五分開大門鼓
酉一刻八分閉門鼓

起立春一日至八日
卯三刻九分開諸門鼓
午一刻一分退朝鼓
日出卯四刻五分
日入酉一刻五分
辰二刻五分開大門鼓
酉二刻一分閉門鼓

起立春九日至雨水一日
卯三刻六分開諸門鼓
巳四刻八分退朝鼓
日出卯四刻二分
日入酉一刻七分
辰一刻七分開大門鼓
酉二刻二分閉門鼓

起雨水二日至九日
卯三刻四分開諸門鼓
巳四刻六分退朝鼓
日出卯四刻
日入酉二刻一分
辰一刻五分開大門鼓
酉二刻六分閉門鼓

起雨水十日至驚蟄二日
卯三刻一分開諸門鼓
巳四刻四分退朝鼓
日出卯三刻七分
日入酉二刻八分
辰一刻二分開大門鼓
酉二刻二分閉門鼓

起驚蟄三日至十日
卯二刻九分開諸門鼓
巳四刻二分退朝鼓
日出卯三刻九分
日入酉二刻九分
辰一刻一分開大門鼓
酉三刻一分閉門鼓

起驚蟄十一日至春分二日
卯二刻六分開諸門鼓
巳四刻退朝鼓
日出卯三刻二分
日入酉二刻七分
卯四刻七分開大門鼓
酉三刻二分閉門鼓

起春分三日至九日
卯二刻四分開諸門鼓
巳三刻八分退朝鼓
日出卯三刻
日入酉三刻
卯四刻五分開大門鼓
酉三刻六分閉門鼓

起春分十日至清明二日
辰二刻一分開諸門鼓（辰ハ卯カ）
巳三刻六分退朝鼓
日出卯二刻七分
日入酉三刻二分
卯四刻二分開大門鼓
酉三刻八分閉門鼓

起清明三日至十日
卯一刻九分開諸門鼓
巳三刻四分退朝鼓
日出卯二刻五分
日入酉三刻五分
卯四刻開大門鼓
酉四刻一分閉門鼓

起清明十一日至穀雨三日
卯一刻六分開諸門鼓
巳三刻二分退朝鼓
日出卯二刻二分
日入酉三刻七分
卯三刻七分開大門鼓
酉四刻三分閉門鼓

起穀雨四日至十一日
卯一刻四分開諸門鼓
巳三刻退朝鼓
日出卯二刻一分
日入酉四刻
卯三刻五分開大門鼓
酉四刻六分閉門鼓

起穀雨十二日至立夏四日
卯一刻一分開諸門鼓
巳二刻八分退朝鼓
日出卯一刻七分
日入酉四刻二分
卯三刻二分開大門鼓
酉四刻八分閉門鼓

起立夏五日至十二日
寅四刻九分開諸門鼓
巳二刻六分退朝鼓
日出卯一刻五分
日入酉四刻五分
卯三刻一開大門鼓
戌一刻一分閉門鼓

トケイ

期間	開諸門鼓	退朝鼓	日出	日入	開大門鼓	閉門鼓
起立夏十三日至小滿五日	寅四刻六分開諸門鼓	巳二刻四分退朝鼓	日出卯一刻二分	日入酉四刻七分	卯二刻七分開大門鼓	戌一刻三分閉門鼓
起小滿六日至十五日	寅四刻四分開諸門鼓	巳二刻二分退朝鼓	日出卯一刻一分	日入酉四刻終	卯二刻九分開大門鼓	戌一刻五分閉門鼓
起芒種一日至十二日	寅四刻二分開諸門鼓	巳二刻退朝鼓	日出寅四刻七分	日入戌一刻一分	卯二刻二分開大門鼓	戌一刻七分閉門鼓
起芒種十三日至夏至十五日	寅四刻開諸門鼓	巳一刻八分退朝鼓	日出寅四刻六分	日入戌一刻二分	卯二刻開大門鼓	戌一刻九分閉門鼓
起小暑一日至十二日	寅四刻二分開諸門鼓	巳二刻退朝鼓	日出寅四刻七分	日入戌一刻一分	卯二刻二分開大門鼓	戌一刻七分閉門鼓
起小暑十三日至大暑七日	寅四刻四分開諸門鼓	巳二刻二分退朝鼓	日出卯一刻一分	日入酉四刻終	卯二刻五分開大門鼓	戌一刻九分閉門鼓
起大暑八日至十五日	寅四刻六分開諸門鼓	巳二刻四分退朝鼓	日出卯一刻二分	日入酉四刻七分	卯二刻七分開大門鼓	戌一刻三分閉門鼓
起立秋一日至八日	寅四刻九分開諸門鼓	巳二刻六分退朝鼓	日出卯一刻五分	日入酉四刻五分	卯三刻開大門鼓	戌一刻一分閉門鼓
起立秋九日至處暑一日	卯一刻一分開諸門鼓	巳二刻八分退朝鼓	日出卯一刻七分	日入酉四刻二分	卯三刻二分開大門鼓	酉四刻八分閉門鼓
起處暑二日至九日	卯一刻四分開諸門鼓	巳三刻退朝鼓	日出卯二刻一分	日入酉四刻	卯三刻五分開大門鼓	酉四刻六分閉門鼓
起處暑十日至白露二日	卯一刻六分開諸門鼓	巳三刻二分退朝鼓	日出卯二刻二分	日入酉三刻七分	卯三刻七分開大門鼓	酉四刻三分閉門鼓
起白露三日至十日	卯一刻九分開諸門鼓	巳三刻四分退朝鼓	日出卯二刻九分	日入酉三刻五分	卯四刻開大門鼓	酉四刻一分閉門鼓
起白露十一日至秋分二日	卯二刻一分開諸門鼓	巳三刻六分退朝鼓	日出卯二刻七分	日入酉三刻二分	卯四刻二分開大門鼓	酉三刻八分閉門鼓
起秋分三日至九日	卯二刻四分開諸門鼓	巳三刻八分退朝鼓	日出卯二刻	日入酉三刻	卯四刻五分開大門鼓	酉三刻六分閉門鼓
起秋分十日至寒露二日	卯二刻六分開諸門鼓	巳四刻退朝鼓	日出卯三刻二分	日入酉二刻七分	卯四刻七分開大門鼓	酉三刻三分閉門鼓
起寒露三日至十日	卯二刻九分開大門鼓	巳四刻二分退朝鼓	日出卯三刻五分	日入酉三刻五分	辰一刻一分開大門鼓	酉三刻一分閉門鼓
起寒露十一日至霜降三日	卯三刻一分開諸門鼓	巳四刻四分退朝鼓	日出卯三刻七分	日入酉二刻二分	辰一刻二分開大門鼓	酉二刻八分閉門鼓
起霜降四日至十一日	卯三刻四分開諸門鼓	巳四刻六分退朝鼓	日出卯四刻	日入酉二刻一分	辰一刻五分開大門鼓	酉二刻六分閉門鼓
起霜降十二日至立冬四日	卯三刻六分開諸門鼓	巳四刻八分退朝鼓	日出卯四刻二分	日入酉一刻七分	辰一刻七分開大門鼓	酉二刻三分閉門鼓

トケイ

トケイ

起立冬五日至十二日
　日出卯四刻五分　日入酉一刻五分
卯三刻九分開諸門鼓　午一刻一分退朝鼓
　辰二刻開大門鼓　酉二刻一分閉門鼓
起立冬十三日至小雪五日
　日出卯四刻七分　日入酉一刻二分
卯四刻二分開諸門鼓　午一刻二分退朝鼓
　辰二刻二分開大門鼓　酉二刻八分閉門鼓
起小雪六日至十五日
　日出卯四刻終　日入酉一刻一分
卯四刻四分開諸門鼓　午一刻四分退朝鼓
　辰二刻五分開大門鼓　酉一刻六分閉門鼓
起大雪一日至十二日
　日出辰一刻一分　日入申四刻七分
卯四刻五分開諸門鼓　午一刻五分退朝鼓
　辰二刻六分開大門鼓　酉一刻三分閉門鼓

右依二前件一撃レ鼓各々二度。度別十二下。從二細聲一至二大聲一。」諸時撃レ鼓。子午各々九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下。辰酉五下。巳亥四下。竝平聲。鐘依二刻數一。不能齋云ふ。前條撃下開二閉諸門一鼓上の條を擧ぐるは。時刻の鼓にあらされども。其時刻を云ふの微細にして。是時刻を以て晝夜平分か否かの別も。推し求むるを得れば。煩はしきを厭はす之を擧ぐるのみ。職原抄に。漏刻博士。權漏刻博士。五位六位竝任レ之とある。近藤芳樹の標註に。漏刻博士は職員令に依るに。守辰丁を率ゐて漏刻の節を伺ひ。丁に鐘鼓を撃たしむ。陰陽式に時に鼓を撃ち刻に鐘を撃つと見ゆ。」貞丈雜記に。時刻を云ふ詞に。子一つ丑三つなどゝ云ふこと。是は古へ禁中に漏刻と云ふ物あり。銅の壺に水を入て。壺の下に穴ありて。水の滴漏るやうに作りて。其の壺の水の中に箭を立る也。其壺を漏壺と云ひ。其水を漏水と云ひ。其箭を漏箭と云ふ。其箭に刻目を付け置くを漏刻と云ふ。其刻目の數は。四十八きざむ也。一時の間を四刻々々に定めたる者也。此箭を水の中へ立置時。水漏りて水のかさ減るに隨ひて。箭の刻目段々に見ゆる也。子の時に刻目一つ見ゆるは子の一つと云ひ。二つ見ゆるは子の二つと云ふ。以下之に準じ知るべし。扨其漏刻を用ふる役人は。陰陽寮と云ふ官の支配下に。漏刻博士と云ふ人ありて。其の漏刻を守り居て。鐘鼓をうつ也。時守りと云ふは此事也。右の如く古は一時を四刻つゝに割り付たる也。今は晝夜を百刻と定むる故。一時は八刻餘に當る也。彼の時の鼓を打つ數は(鼓とは太鼓の事也)。子午の時は九つ。丑未の時は八つ。寅申の時は七つ。卯酉の時は六つ。辰戌の時は五つ。巳亥の時は四つ打べきよし。延喜式の陰陽寮式に見えたり。鐘を打つとも見えたり。首書に職員令の陰陽寮の下に守辰丁鐘鼓を撃つこと見えたり。」【晝夜の時の數を打つこと】晝六時夜六時也。子の時を第一とし。丑の時を第二とし。寅の時を第三とし。卯の時を第四とし。辰の時を第五とし。巳の時を第六とす。是れ陽の時也。午の時を第一とし。未の時を第二とし。申の時を第三とし。酉の時を第四とし。戌の時を第五とし。亥の時を第六とす。是れ陰の時也。時の數を打つには。一時を十の數に定めて。第一の時をば一をうたすして。殘り九つを打つ也(子時午時)。第二の時をば。二をばうたすして。殘り八つを打つ也(丑時未時)。第三の時をば。三を打たすして。殘り七つを打つ也(寅時申時)。第四の時をば。四を打たすして。殘り六つを打つ也(卯時酉時)。第五の時も殘りの五つを打つ也(辰時戌時)。第六の時をば。六を打たすして殘り四つを打つ也(巳時亥時)。是れ皆第一第二の次第の數を打たす。其殘りの數を打つと心得べし(カ子の部參看)。」不能齋云ふ。此說にて其逆推にあらす。子午の時を一時と曰ひ。丑未の時を二時と曰ひ。寅申の時を三時と曰ひ。卯酉の時を四時と曰ひ。辰戌の時を五時と曰ひ。巳亥の時を六時と曰ひし順推なるを知るべし。然るを報時の鼓は。本數を撃たすして。殘數を撃つより。其撃鼓の數に依りて。自然と其數を唱へ來り。終には時の稱とも爲りしならん。或る說に。九々の端數を用ひしと云へるは非ならん歟。九々の端數とは。一九の九。二九十八。三九二十七。四九三十六。五九四十五。六九五十四を云へる也。顧ふに是は偶然符合せしよりの附會なるべし。時には鼓を撃ち。刻には鐘を撞く者は。徃昔の事にして。近世に至りては刻を報するを聞かす。蓋し或は之れ有らん。予未た之を聞かず。私には時に鼓を撃つあり。鐘を撞くあり。地によりて其方一ならず。時に鐘を撞くの慣例は。天保十五年。即ち弘化元年頒布暦に。時の鐘と云ふ語あり。又安政元年十二月十六日の太政官符に。報時鐘の語あり。以て鐘も報時の器になれるを知るべし。」天保十五年卽ち弘化元年頒布暦の首に書して曰く。今まで頒ち行はれし寛政暦は。違へる事の有るを以て。更に改暦の命あり。遂に天保十三年新暦成るに及び。詔して名を天保壬寅元暦と賜ふ。抑々元文五年庚申。寶暦五年乙亥の暦にことわる如く。一晝夜と云ふは。今曉九つ時を始めとし。今夜九つ時を終りとす。然れとも是まで頒ち行はれし暦には。毎月節氣。中氣。土用。日月食の時刻を云ふ者。皆晝夜を平等して記すが故。其時刻時の鐘とまゝ遲速の違ひあり。今改むる

トケイ

所は四時日夜の長短に隨ひ。其時を量り記し。世俗に違ふこと勿からしむ。今より後此例に從ふ。」不能齋云ふ。是れ曆面記載の時刻は。晝夜を平分したる時刻。世俗報時は。四時日夜の長短に隨ひ。其時を量りて報ぜしなり。然るを天保十五年曆以來は。曆面も平分時を停めて。世俗に違ふ事無しと云へる也。」貞丈雜記に。時刻に五更と云ふ事あり。一更は戌の時也。是を甲夜と云ふ。二更は亥の時也。是を乙夜と云ふ。三更は子の時也。是を丙夜と云ふ。四更は丑の時也。是を丁夜と云ふ。五更は寅の時なり。是を戊夜と云ふ。」不能齋云ふ。此一二三四五更。甲乙丙丁戊夜の事は。皇國のみの稱に非ず。支那國にても然りと聞く。中世の書を見るに。五更の終りまてを。前日となせるか如き者。往々ありて。前日か翌日か。其書の體裁。其文の語勢に據りて考へざれば。斷案を下し難き者少しとせず。今其一證を云はんに。華山院天皇の遜位の事を。日本紀畧。山崎知雄校正本に。寛和二年六月二十三日庚申。今曉丑刻許。天皇密々出二禁中一とありて。標註に。曉。諸本作レ夜。今依二外記日記一改。按二扶桑畧記。百錬抄。一代要記。歷代皇紀。編年記。榮花物語。及其他諸書一。爲二二十二日庚申一。或係二二十二日一而不レ記二干支一者竝非レ是。是月戊戌朔。二十三日庚申也。外記日記。大鏡。大鏡裡書。古事談。著聞集。十訓抄等。係二二十三日一。可レ謂レ得二其實一矣。」扶桑略記に(年は略す。以下皆同じ)。六月二十二日庚申夜半。天皇生年十九。出二鳳闕宮一。」本朝世紀に。六月二十三日庚申。今曉夜丑刻許。天皇密々出二清涼殿一。」一代要記に。六月二十二日庚申夜半。偸出二鳳闕一。」公卿補任に。六月二十二日夜。帝偸出二九重一。」榮花物語に。六月二十二日の夜俄かにうせさせ給ひぬと。ののしる。」大鏡に。六月二十二日の夜。あさましく候ひし事は云々。」大鏡裡書に。六月二十三日丑刻許。密々出二禁中一。」古事談に。華山院御出家。寛和二年六月二十三日事也。子時許主上私令レ出二御座所一給。」此他諸書枚擧に遑あらず。大日本史に。二十三日庚申夜(公卿補任。榮花物語。百錬抄。歷代皇記。爲二二十二日夜一。扶桑略記。一代要記。愚管抄爲二二十二日庚申夜一。按是月戊戌朔。二十二日己未也。略記等已爲二二十二日一。而係二庚申一者蓋誤。今從二日本紀略。大鏡。古今著聞集一)。潜出レ宮とあり。實に六月二十三日曉子刻即ち九つ時より。八つ即ち八つ時迄の事と思はる。然るを或は二十二日夜と云ひ。或は二十三日曉と云ふ。共に同時の事也。二十二日夜半は。二十三日曉なり(大日本史に二十三日庚申夜と云ひ。皇位繼承篇に。榮花物語を引きて。其分註に二十二日とあるは誤り也。二十三日の夜とあるべしと云るは。竝に誤り也。大日本史の夜は。曉に作るべく。繼承篇の分註は削るべし)。斯の如く一事を兩日に云ふ者。猥りなるか如くなれども。十二支を以て時に配し。又報時鼓は殘數を擊つの說に據るときは。曉子刻即ち九つ時以後は。翌日なれとも亦初更以下五更。或は甲夜以下戊夜の稱あるを以て見るときは。今日日出より明日日出前までを。一晝夜となす者の如し。凡そ事は當時の制令慣例を詳かにし。能く時勢を察して辨ふべし。」元文五年曆に(予本書を見しに非ず。或書に引けるを又引けるなり)。子丑寅卯の四箇時刻は。次の日の處分故。以後は此四箇時刻には。翌の字を加ふとあり。是れ其以前は。今日日出より明日日出前までを。一晝夜と定められたる者也。」以上歷陳するか如くなれは。明治五年十二月二日改曆以前は。子刻曉九つ時。三更丙夜などあるは。今の午前零時也。子中刻曉九つ半時などあるは。今の午前一時也。丑刻曉八つ時四更丁夜などあるは。今の午前二時也。丑の中刻曉八つ半時などあるは。今の午前三時也。寅刻曉七つ時五更戊夜などあるは。今の午前四時也。寅中刻曉七つ半時などあるは。今の午前五時也。卯刻明六つ時などあるは。今の午前六時也。卯中刻明六つ半時などあるは。今の午前七時也。辰の刻朝五つ時などあるは。今の午前八時也。辰の中刻朝五つ半時などあるは。今の午前九時也。巳の刻晝(朝とも云ふ)四つ時などあるは。今の午前十時也。巳の中刻晝(朝とも)四つ半時などあるは。今の午前十一時なり。午の刻晝九つ時などあるは。今の正午十二時也。又今の午後零時也。午の中刻晝九つ半時などあるは。今の午後一時也。未の刻晝(夕とも云ふ)八つ時などあるは。今の午後二時也。未の中刻晝(夕とも)八つ半時などあるは。今の午後三時也。申の刻夕七つ時などあるは。今の午後四時也。申の中刻夕七つ半時などあるは。今の午後五時也。酉の刻暮六つ時などあるは。今の午後六時也。酉の中刻暮六つ半時などあるは。今の午後七時也。戌の刻夜五つ時初更甲夜などあるは。今の午後八時也。戌の中刻夜五つ半時などあるは。今の午後九時也。亥の刻夜四つ時二更乙夜などあるは。今の午後十時也。亥の中刻夜四つ半時などあるは。今の午後十一時也。亥の刻の終り翌曉子の刻の頭は。今の午後十二時也と心得べし。而して以前は。九時。九半時。八時。八半時。七時。七半時。六時。六半時。五時。五半時。四時。四半時とあるも。こゝのつとき。こゝのつはんときなど讀べし。半の字のみ音讀にて。餘は皆訓讀にすべし。今の如くいちじ。にじと。音讀にするにあらず。又右の如く今の時に對比するものゝ。以前は四時日夜の長短に隨ひ。日の出沒を以て。晝夜を分ち。各六時となされし故に。時間に長短ありて密合せず。合ふ者は子午の刻と。前後の十二時のみ。古は晝夜を四十八刻とせられしも。中世百刻となる。

暦面には明治五年以前は。百刻の數を以て揭載あれとも。近古以來時計を用ひ。一時間を十分とし。晝夜百二十分とす。世俗は此稱に依り。九つ時一分。或は二分三分など丶云へり。或は分を寸と唱ふるもありて。幾つ時幾寸廻りなと丶も云へり（以上舊來報時之稱。右はくだ〳〵しきに似たれとも。中村氏はか丶る稱呼も。後世は夢にも知る者なきに至らむことを歎きて。ものせし所なれは。即ち後世に傳へむとて。爰に引出つるなり。さて明治五年十一月五日改暦の詔に附したる太政官の布告に。一時刻の儀是迄晝夜長短に隨ひ。十二時に相分ち候處。今後改て時辰儀時刻晝夜平分二十四時に定め。子刻より午刻迄を十二時に分ち午前幾時と稱し。午刻より子刻迄を十二時に分ち。午後幾時と稱し候事。一時の鐘の儀來る一月一日より右時刻に可ㇾ改事」とあり。是に於て古來時刻の名稱自から廢せり。

時を報ずるに鼓鐘を用ひしことは。既に前に引けり。報時に古は貝を吹き鳴せしことあり。梅園日記に。柳菴談苑云。時の鼓うつ事は。延喜式に見えたり。時の貝をも吹けるにや「けふもまた午のかひこそふきつなれ。ひつじのあゆみちかづきにけり」と赤染衞門が集に見えたり（按に家集には見えず。奥義抄。千載集。範兼童蒙抄。發心集に出て。結句ちかづきぬらんとあり。ちかづきにけりは誤なり。發心集。第三句ふきにけれとしたるも亦た誤也）。按にこれのみならず。時の貝を歌によみたるは。夫木抄雜九に。華山院「かひのねに更ゆく空はたぐひつ丶。月見るほどにあけぬべき哉」。又雜十六に仲正（深夜歸雁）「くもゐ寺ふく貝きけば歸るなり。かりがね（子時をかね）にこそ夜はなりにけれ」。木工權頭爲忠朝臣家百首に。賴政「聞ほどにねになる貝も吹さして。時をたがふる時鳥かな」。又爲盛「ほと丶ぎすいづかたとだに聞わかず。野寺のとらの貝のまぎれに」。又親隆「などやかくうしの貝ふく時しまれ。月はむまにもかげのなるらん」。新撰六帖に。知家「山寺の時うつりしてふく螺に。ねもすぎぬとぞおとろかれぬる」。正徹草根集に「山陰や時うつる貝の聲のうちに。つき出す鐘もまよふ松風」などあり。伊勢大輔集に。輔親。伊勢にたてたる寺のかひなむうせにたるとて。そうのこひにおこせたるにそへてやりし「かすかなる谷のほらをぞ思ひやる。秋風のみや吹てとふらむ」（按に新拾遺集にも入たり）と見えたるも。時の貝なるべし。又歌のみならず。經國集に。滋野善永和㆘惟治中秋日臥㆓疾華嚴寺㆒之作㆖一首に。吹ㇾ螺山寺曉。鳴ㇾ磬谷風餘と作りたるもこれなるべし。又扶桑略記に。天曆九年。天滿天神託宣記云。此邊仁法華三昧堂也波立天奴法螺也波每時吹世奴。權記に。寬弘五年九月二十五日壬午。此夕女人有㆓惱氣㆒。疑有㆓產事㆒。仍初夜間許。爲ㇾ向㆓慶圓僧都㆒。赴㆓妙法蓮華寺㆒云々。子時螺後。僧都被ㇾ出同載歸。續本朝文粹（施㆓入金銅火舍一口㆒之文）に。天台山法華三昧堂者云々。法鼓法螺。六時之勤無ㇾ虧。今昔物語集（卷十二第三十八語）に。比叡の山の西塔に。圓久と云僧有けり云々。愛宕護の山に入て。南星の谷と云所に籠居て。无緣三昧を行て。十二時寶螺を吹て。六時の懺法を行て云々。台記に。久安三年六月十七日。未二刻。法皇登㆓天台山㆒。予候ㇾ之云々。吹㆓丑螺㆒後。罷㆓退私廬㆒。龍鳴抄に。香の火も見ず。貝の聲もきかず。星の位をも尋ねず。月のたくろをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに。もしは子とも丑ともいふ云々。閑居友に。ねうしのかひをかぞへて。時よくなりにけりとて。おきゐて聲を高くして。念佛十反ばかり申て。いきとゞまりにけり。又淸少納言枕草子。保元物語。撰集抄。源平盛衰記。長門本平家物語等にも見えたり。又多聞院日記文祿元年二月十日の記に。午貝とあれば。このころまで吹し事也。かげろふの日記に。時は山寺わざの。かひよつふくほどになりにたりとあるは。亥の時に四つ吹をいひ。稱名院（公條公）吉野詣記（天文二十二年三月五日）に。「宿出て五の貝を吹からに。こゝは六田のかすむ青柳」。是れは辰の時に五つ吹をよませ給ひし也。壒囊抄に。寬海記を引て云。午刻第九識。大日也。故に九を吹也。未尅第八識。阿閦。故に八を吹也。申尅第七識寶生。故に七を吹也。酉尅第六識无量壽。故に六を吹也。戌尅身識不空成就なる故に五を吹也。亥尅眼耳鼻舌四識也。普賢。文珠。觀音。彌勒四菩薩也。是を合爲㆓一尅㆒。故に四を吹也。此節十二時の螺の數の事と云故に。各吹と云りとあるにて知べし云々」と見えたり。

トケイ

徒刑は。五刑の一にして。古昔より其名あり。法曹至要抄に。徒罪五。徒一年（贖銅二十斤）。徒一年半（贖銅三十斤）。徒二年（贖銅四十斤）。徒二年半（贖銅五十斤）。徒三年（贖銅六十斤）と見えたり。武家の代となりて徒刑の罪名見えず。德川氏の時も此刑なし。明治維新後新律を頒行せられ。五刑を設く。徒刑五あり。一年。一年半。二年。二年半。三年。凡徒は各府藩縣其徒場に入れ。地方の便宜に從ひ。强弱の力を量り。各業を與へて役使す。每日凡人雇工錢十分の一分を給し。其半を官に領置し。徒限滿れば放ちて鄕里に還し。生業を營むの資となす。罪杖一百より過れは杖を出し徒に入る。徒は一年に起り三年に止る。蓋し勞役苦使し。以て惡を改め善に遷らしむ（新律綱領）とあり。明治六年改定律例を制定し。笞杖徒流の刑名を改め。一體に懲役に換らる。同十三年刑法の制定により。有期無期徒刑の刑名を置き。內地にて苦役する者を懲役とし。島地に遣りて苦役する者を徒刑と區

別したり。

トコ　床は。人の起居寢睡する所を云ふ。和名抄に牙床(久禮度古)。胡床(阿久良)などの名目見ゆ。嬉遊笑覽に。神代卷に同レ床共レ殿とありて。ゆかと訓り。又とことも云ふ。萬葉集に。奥床に母は睡有。外床には父は寢有とあり。床は臥床をいふ也。されど漢土の如く別に床作りて其上に臥すにはあらず。古への人家すべて板敷なれば。坐臥する處には疊を敷。その臥ところを床といふなり。今疊に床といふこと。この意にかなへり。和名抄坐臥具に牙床。胡床など見えたり。是は腰かけに用ろにて臥處に用ふるにあらず。源氏若菜の下。柏木ゑもんの督の。女三の宮を寢所より抱きおろすとあるは。一段高き床なり。又柏木の卷にも床高きよし見ゆ。女三の宮を御父朱雀院のとひ玉ふ處に。宮をも人々つくろひ聞へて。床のしもにおろし奉るとあるは。父へ禮儀なり。されどこれは貴人のことなり。又ゆかとも通はしていへど。分ちていはゞ。ゆかは簀にて。床上に藉レ竹也とあれば。是すのこなり。和訓栞には簀の下に横たふる竹を盜竹といふ。床下にかくれて繫縛せらるゝをいふとあり。床下に隱るゝにてこと足れり。宇治拾遺に門部の府生と云もの弓を習ふ條。板じきしたげたまでも皆わり燒。曾我物語祐經をうちし處。たゝみ板しき切とほし。したもち迄ぞ打入たるといへる。したもちは今いふねだかけのことなるべし。今ねだといふは根板にや」と見ゆ。近來また寢臺を用ひるに至れり。貿易備考云。【寢臺】は即ち臥床なり。本邦の人は。寢るに床子を用ひず。唯衾褥を用るのみ。延喜式等の書に。大牀子を用ると見えたれとも。蓋し休憩の用に供するものにして。之に寢處するに非るなり。近來歐洲の風行るゝを以て。邦人間々之を用る者ありと雖も。家屋の結構自ら異なると。慣習の急に改む可らさるを以て。其流行椅子。テーブル等の如く盛大ならず(シヤウシ參看)また【床の間】と云ふは足利氏時代より起りたる座敷の裝飾川なり。もと佛家を學びたる造作にて。今は床の間を作らざる家なし。二間の床。一間半の床。三尺の床などあり。其の廣さに準じて深さを定む。四季草に。床の事。上古の書に床と云ふ事見えず。曾我物語(卷十)に。此押板には古今。萬葉を初として。數の草子をつみおきたれどなどいふ事みえたり(曾我物語は鎌倉將軍の末の代に書たる物と覺ゆ)。押板とは板をつりたる床なり。又前に引たる太平記の文に。本尊脇繪とあるは床に掛たる事と聞ゆ。相阿彌が畵し。東山殿御飾記に床の圖見えたり。是も鎌倉の北條禪法を好み。書院を立てし以來。佛家のまねをして。俗家にも床を作りしなるべし。床は佛像の繪をかけ。香花を備ふる爲の佛壇なり。今世は佛法を好まざる者も。床は繪をかけて見るにも。物をおく所にもよきゆゑ。床を作る事になれり。床の高さを一尺ばかりにするを。俗に佛壇床といふ。高くなりても床は元來佛壇なり。」また嬉遊笑覽に。奇異雜談に。寺のとをいふ處。方丈ひろくあけとほし書院の押板に硯を置く云々。また町屋のことをいふ處にも。奥の座敷をみれば。四間の座敷に押板あり云々。甲陽軍鑑(二十)。勝賴於伊奈初て信虎に對面之條。武田重代左文字の御腰物を押板の上に置給ふ。又同書押板の釘に(これ押板はかべをぬらず。板を打たるなり)扇をかけし事あり。今は床の脇には棚あり。よりて床棚など竝べ稱す。もと棚と云ものは別にありて厨子たなと竝べ稱す。其棚は二階。三階あり。是を居へ置て物を置く處に用ふ。書などを置をば今も書棚とて別にあり。この棚を床の傍に作り付にしたるなり。勝手には戸棚など云物も出來れり。又今つけ鴨居の上に只一枚の板を横にわたして棚と云ものは。昔は間木と云しにや。今昔物語(十九)。夏の比麥縄を客人共集りて食けると云條に。大なる折櫃一合に入て。前なる間木に指上て置てけり。又荒卷の條に。荒卷三卷を間木に捧置て云々。宇治拾遺物語にも見ゆ。蜻蛉日記すゞもまぎに打あげなどあり。昔は付かもゐはなし。上長押なり。間木は其上にあるべし。小き家には置床とて取をきにするあり」と見ゆ。尙床の間のことは。書院の條を見るべし。

トコナベヤキ　常滑燒は。尾州常滑村より製出する陶器なり。工藝志料に云。常滑は尾張國知多郡の常滑村に於て製造するを以て名く。此の地古へ瀨戸と同じく陶器を製すと云ふ。而して詳ならず。今世に稱する所の常滑燒は。相ひ傳へて曰ふ。天正年間に始ると。其の質甚粗にして赤色を帶ひ。釉法も甚はた巧ならす。茶褐色のものあり。黄色のものあり。恰も南蠻國の陶質に似たり。瓶子。酒壺。花瓶。及ひ喫茶の器多し。降りて文政年間に至りて。長三郎といふ者あり。天保年間に至て。八兵衞といふ者あり。竝に此の窯の良工なり。其の地の工人。業を傳へて今に至る。又明治十七年四月一日刊行。官報第二百二十四號に擧けたる。常滑燒に係る愛知縣の報告を下に抄出す。愛知縣尾張國知多郡常滑村は。往昔より陶器製出の地たるか。今其起原を尋ぬるに。千百五十年前。即天平年中。行基菩薩の土器を創製せしに昉れり。現今猶山間に於て其築窯の址を徵す可し。其後二百餘年を經て。延喜年中に至り。土師左衞門と云ふ者あり。菅原英比丸に隨ひ。此の地に來り。英比丸の死するに及ひ留りて村中に住し。行基菩薩の遺址に就き窯を起し。土器を燒造するを以て業とす。正應年中。源義孟と云ふ者。曾て奥州麗江の郡代たりしか。故ありて此

の地に來り。土師の家に寄食し。尋いて之か養子となりて。陶器を相續し。性を改て鯉江と稱す。安徳天皇の時より。崇徳天皇の時に至る迄。十八世の間。常に其の製造する所の土器を宮中に獻上せしと云ふ。當時機具技術共に精備に至らす。窯製亦完全ならさりしを以て。數回の經驗に依り。漸く瓶窯を設くるを得。之れを從來の窯に比すれば。稍〻完全の狀を具ふ。文化年中。義孟の後に鯉江方救と云ふ者あり。一の新窯を工夫し。數十年間之れを試驗せしと雖。其の志を果す能はす。其の子壽父の志を繼き。窯製改革を以て畢生の目的となし。種々の考按を費し。天保年中に至り。遂に新窯を造作することを得たり。現時用ふる所の諸窯は。全く其の規模に則とる者なり。元來此の村の製陶は。鯉江一家の專業に屬せしか。現時の戶主高司に至り(方壽の子)。能く父祖の志を繼き。頗る力を陶事に盡し。陶器の需用益〻廣まるに伴ひ。村人此の業を營むもの。亦た次第に多く。今日に及ひては。闔村中の窯數三十餘基。工人千百餘人。每年製出する所の器物。數拾萬個の多きに至れり。抑〻常滑の地たるや。名古屋の南拾里程に在りて。海に瀕し。運輸頗る便利なるにより。其製出する所の水道管。水瓶。茶器。茶瓶及各種の瓶壺類は直に之を船舶に搭載して。諸州に送ることを得るなり。現時商船來往する者。多くは此の地の陶器を輸賣するものに係る。近來有志者一社を結ひ。陶弘社と稱し。其の製造。竝に賣買上の改良を圖らんと欲する企あり。又同郡小鈴谷村に盛田久左衛門と云ふ者あり。近年葡萄園を開き。大に葡萄酒醸造の業を起さんとす。將來葡萄酒を製出するに至らは。之を盛るに常滑陶器を以てせんとを。鯉江高司に謀る。高司工夫を凝し。遂に一種の酒罎を發明せり。他日醸酒成るの日に及はゝ。大に之を製造するに至る可し。

トコノマ　床の間。(トコを見よ)

トコロバラヒ　所拂。(ツヰハウを見よ)

トサ　土佐。和訓栞云。とさ。國名に呼は。土佐郡土佐郷と和名抄に見え。そこに土左大神社ましますをもて成へし。其神は葛木一言主神にて。雄略天皇の時に。土左に故ありて移らせ給へる事。日本紀。續紀及風土記等に詳に見えたり。大同類聚方に土左藥見ゆ。度會之縣所レ和。而齋宮次官藤原守勝上之朝方也。其功治二亂心一妙也と見ゆ。」此國は南海道に屬し。四國の一に居りて。西は阿波。伊豫に接し。南は海に面し。安藝。香美。長岡。土佐。吾川。高岡。幡多の七郡あり。大國にして。其幅員殆と四國の半に居り。地勢彎環。大洋に面ひて。一の大灣をなす。東西の兩岬相對して。海南に斗出し。東を室戶崎と云ひ。西を蹉跎崎と云ふ。其間直徑五十里。沿岸は九十里ありと謂ふ。港灣出入して。浦戶。須崎。下田浦の三港。共に泊舟に便なり。この灣をなせしは。天武天皇十三年十月。地震にて田園五十餘萬頃。沒して海となると書紀に見ゆ。此時國の南岸灣形をなしたる也。連山一帶國境を限り。伊豫と腹背をなし。仁淀川は伊豫より來り。吾川。高岡二郡の間を東流して。仁井浦に注く。吉野川は吾川郡の衣裏門山より發し。矢筈山の麓を過きて。阿波に入る。吸江は浦戶灣の西三里にありて。高知は其西岸に臨み。鏡川。布師田川。皆此灣に注く。安藝。香美の二郡は國の東端にして。阿波に接し野根山。橫山等あり。安藝川。奈半川。物部川等は。共に國境の山間より發して灣の東岸に注く。甲浦は外洋に面ひて。阿波の海灣に連れる港なり。幡多郡は高岡郡に連りて國の中央以西に居り。兩郡共に大なり。郡中は山嶺多くして平地少く。至る所に岡巒起伏し。海岸には火打山。御在所山等相聳えて。其西北境には角山。冰山等屏列し。山脈中の峻峯たり。肱川は源を角山より發し。北流して伊豫に入る。渡川又四萬十川と云。伊豫より來る。水勢最大なり。山岳の間を環流して。下田浦の海に注く。此間の海岸は灣の西岸にして。蹉跎崎に連れり。宿毛濱は近く伊豫に接せる港にして。日向灘に臨み。沖島。姬島。其海上に散布せり。」土左の冠者希義は賴朝の弟也。蓮池氏希義を殺して土左を領す。長曾我部元親又蓮池氏を討滅す。足利氏の末より長曾我部氏領する所なりしが。長曾我部氏亡ひて。慶長五年十一月。山内一豐此國に封せられ。高知の城に住し。世々相傳て明治維新に至り。廢藩置縣の制定あるに及て。全國高知縣の所管となれり。物產の重なる者は。銅。石炭。木材。樟腦。珊瑚。眞珠。茶。紙。陶器。堅魚節等なり。

トシ　年は。もと米穀のことより出て。それを年歲の名稱ともなせしものなり。古事記傳(九の五十一)云。年は田寄なり(多余を切て登となる。さて余世を余佐志とも余志とも云る例古に多し)。然云故は。まつ登志とは穀のことなり。其は神の御靈以て田に成して。天皇に寄奉賜ふゆゑに云へり(田より寄すと云こゝろにて。穀を登志とはいふなり)。祈年祭祝詞に。皇神等能。依左志奉牟。奧津御年乎云云。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依左志奉者云々とあるを以知へし(天下に成とし成る穀は。悉く天皇に神の依し奉給ふなるを云り。奧津御年は。師說に稻を云ふ。稻は穀の中にも晩く成ゆゑに奧と云なり。同じ稻の中にても晩をおくてと云にて知べし)。さて穀を一度取收るを一年とは云なり。されば登志と云ふ名は。穀が本にて。年月の登志は末なり。」【十二箇月の始】また同書(三十の八十八)に。上代には。一年をたゞ春夏秋冬の四に刻み。又其四時を各初中末と三に刻み云るのみに

して。後の如く十二月と定めて。某月某月と云ることは無かりし云々（一年を十二月と定めて。其月々の名をもつけられたるは。仁徳天皇の御世なとにやありけむ）といへり。これはたしかに何れの時代とは定めがたきことなれども。上代は必らす後世の如き。一年のきまりなともなかりしならむ。古書ともに年月に記したるは。後世より推歩して定めしもの也。和訓栞に。年は疾の義なり。文選に年徃迅二勁矢一といへり云々。古今集に「とゞめあへすむべもとしとはいはれけり。しかもつれなくすぐるよはひか」といへり。さて支那より暦法を傳へ來り。それを用ひられてより。漸々後世の如く。月日等を細かに定め數ふることゝはなりしなり。【年と歳】孝謙天皇の天平勝寶七年春正月甲子。勅爲レ有レ所レ思。宜下改二天平勝寶七年一爲中天平勝寶七歳上（續日本紀）とあり。後九歳にまた天平寶字と改元し。歳を年と改めらる。【春夏秋冬の名義】のことは。古今要覽に。春は張なり。事々物々皆はりいつる義なり。故に春則重播種子と（日本書紀）いふ。その苗の出る時節なれは。種子をまきしなり。是春といふ名目のみえし始なり。又臣夏野等聞春生と（令義解序）にみえたるも。草木生出の義。春者蠢動也と（年中行事秘抄）いふは。春之爲レ言蠢也と（禮記鄕飮酒義）いふによりしなるべし。蠢は動也。蟲のうごめくを蠢といふ。前漢律暦志。劉熙釋名等。みな春者蠢とのみしるせるも。もとは禮記によれり。玉燭寶典もおなし。故に萬物蠢然として生也と（釋名）いふも。草木の事を文字にあらはされとも。草木の生出るを形容していふなり。梓弓春と（萬葉集）いひ。又た春張乍と（同上）いひ。木のめもはるの雪ふれはと（古今集）いひ。又このめはる雨。衣はるさめなと。歌によみつゝくるも。みな張發する義にとれり。天地人の三才を以ていへは。天にありて春は日光發陽して。日を追てのとかなる。是陽氣ましくはりて。はりみてる意なり。春立初る日より天もかすみ渡りて。舊冬のみしかき日も。次第にのひはり。地にありては草木根株。おのつから地中より地上に萌芽はり出るなり。人の上にていへは。人意も草木の芽はりいつるか如くに。立春の朝より氣おのつからのびらかにして。人氣おのつから發陽し。心いさましくおもはるゝ。皆はるといふ訓意にかなふなり。春夏秋冬の義訓。或は時節により。或は寒暑の氣にとり。或は方角にとり。或は五行にあて。或は五色の色に配當するあり。或は十幹にあて。或は天名あり。いはゆる春爲二蒼天一と（爾雅）いふ是なり。十幹にいふは。甲乙者萬物孚甲也。乙者物蕃屈有レ節欲レ出時爲レ春と（白虎通）いひ。五行にあつれは東方木主レ春と（史記天官書）みえて。春は木也。夏は火。土は中央に在。秋は金。冬は水也。是四時に配當するなり。色にとりては。春爲二青陽一と（爾雅）いひ。春之爲レ言偆。偆動也。位有二東方一。其色青と（白虎通）いひ。孫炎曰。青陽春氣青。而陽暖日といへり。春はすべて草木青く萌出ればなり。陽は暖日とは。春日ののとかなるをいふなり。東方春也と（尙書大傳）いひ。東方而春春動也と（尸子）いひ。斗柄指レ東天下皆春と（鶡冠子）いふ。是方角によりていふなり。抑春は物皆新に移り。舊もあらたまる時にて。萬物の始なり。故に春者天地開闢之端と（公羊傳注）いひて。天地ともに春におひて。萬物あらたまりはしまるをいふなり。故に天生二萬物一之時。聖人命レ之曰レ春と（苑子）いひ侍るも。物の先改り始るをいふ也。春生レ之。夏長レ之。秋成レ之。冬歛レ之と（文中子）いひ。生レ物者春也。吐レ華者夏也。布レ葉者秋也。收レ成者冬也と（徐幹中論）いふ類ひ。春夏秋冬各順次あり。主役ありて。四時順運し。物を養育し。成熟をなす。其の時々の功德をあらはしいふ。白石曰。春とは草木の芽はる時なれは。はるといふ。古語にはハラクといひしは。もえ出るを云しなりと（東雅）いひ。春は發の義。萬葉集に春は張乍と見えと（和訓栞）いふも。春草木の芽の萌出はれは。はるといふなり。張發の意也。されは春物はりいつるを。和訓にはるといふをもとゝせは。自他疑惑の論いさゝかもあるへからさるなり。おしはかられぬるなり。日本書紀（神代卷）云。天照大神以二天狹田長田一爲二御田一。時素戔嗚尊。春則重播種子。且毀二其畔一云々。」令義解序云。臣夏野等聞。春生秋殺。刑名與二天地一倶興云々。」萬葉集卷第一云。霞立長春日乃晩家流和豆肝之且受村肝乃云々。又云。冬木成。春去來者。不喧有之。鳥毛來鳴奴。不開有之。花毛佐家禮杼云云。」和名類聚鈔（歲時之部）云。春。初春。仲春。季春云々。」本朝文粹（菅贈大相國詩序）云。春之爲レ氣也。霏々焉漠々焉。鴛瓦雪消。知二天下之皆就一レ暖。鳳池冰冶。知二天下之不レ受二寒時一也。翠幌高開。珠簾競撥。留於一日。玩二三春於二旬一云々。」拾芥抄云。春爲二青陽一（蒼天）。」年中行事秘抄云。春者蠢動也云々。」東雅云。春の名ハルといひしは。年開ぬるの義にて。たとへば開歲なといふかごときか（春とは草木の芽はる時なれば。ハルといふ。古語にハラクといひしは。もえいつるをいひし也）。」日本歲事記云。春は。四時の初にして少陽の時を云り。古人の語に一年の計は春に在といへれば。春のはしめ年中なすへき事業をはかりいとなみ。四民ともにおのおのその事を初め勤むへし。悠々として空しく時を失ふ事なかれ。又春は陽の初にて發生の時なり。天道に隨て物をそたつる事をこのみ。殺す事を禁すへし。」和漢三才圖會云。春音蠢云々。」時節纂諺云。春は蠢と云意なり。物みな動き生するの時

なる故を以て名とせり。易に元と云。」續節序記春は蠢也。物の動き生するの貌たり。又春を青陽と云。和語にはると訓す。春は四時の始にして少陽也。一年の始なれは賀する事勝れり。されは春三月を發陳といふ。天地共に生し。萬物以て榮ふ。ゆゑに夜は早臥。朝には疾起て髮をけつり。形を緩にして志を生せしめる事を本とす。」惠美須草(森宮龍翁著)云。春はるは張なり。萬物みな陽氣さして。垣根の草もはりてもえ出る時なれは春といふ。」和訓栞云。春は發の義。萬葉集に春は張乍と見え。後の歌にこのめはるさめなとよめり。墾をよむも發開の義也。治をよむも。玉篇に墾は治也と見えたり。張も發の義也。發は開をはるきとよむ義也云々。」類聚名物考(時令)云。春草木の芽の萠出はれはいふなり。張發の意をいふ。」和歌　萬葉集卷第六。雜歌。天平五年癸酉大伴坂上郎女宴親族歌。如是爲乍。遊飲與。草木尙。春者生管。秋者落去。又卷第九。雜歌。鷺坂作歌一首。山代久世乃鷺坂。自神代。春者張乍秋者散來。右柿本朝臣人麿之歌集所出。又卷第十。雜歌。寄雲。白檀弓今春山爾去雲之。逝哉將別戀敷物乎。」古今和歌集卷第一。春歌上。雪のふりけるをよめる。きのつらゆき。「霞たちこのめもはるの雪ふれは。花なき里も花そ散ける」。よみ人しらす題しらす。「梓弓をしてはる雨けふ降ぬ。あすさへふらは若な摘てん」。歌奉れとおほせられし時。よみてたてまつれる。つらゆき。「我せこか衣はる雨ふることに。野へのみとりは色まさりける」。めのをとうとをもて侍ける人に。うへのきぬをおくるとてよみてやりける。なりひらの朝臣。「紫の色こきときはめもはるに。のなる草木そ分れさりける」。正誤。東雅云。舊事紀に。思兼神。兒表春命。下春命見えけり。これも春秋の春の義なりしにや。たゝ其字借用ひられしにや不詳。此等の名を既に闕ぬれは。今はたいかにとも辨ふべからす(按に舊事紀は。引れさる書なり。又日本書紀を見るに。書紀には素盞嗚尊春則重播種子とみえたるは。春秋の春の義なるを明かなり。しかるを後れてみえし表春命。下春命の御名を以て。春秋の春の義なりしにや。其字借用ひられしにや不詳といはれしは。もと東雅は一卷の書を携すしてかゝれしかは。たまく考を失せしなり)。日本歲時記云。春。和語に春をはると訓せしは。はるゝといふ義なり。冬は陰氣あつくして。雪ふり雨しげく。そらはるゝことまれなり。春になり陽和いたりて。そらうらゝかに。日のいろもかゝやきてはるゝなり。又木の芽はるといふ意もあれと。前の說にしかず(按に木の芽はるといふ意もあれとゝいひなから。其說をすてゝ。前說にしかすとはいかゝそや。前說は冬の陰氣あつくして。雨雪しげくふり。そらはれかたきも春になり。陽をむかへて空はるゝといふ意にて。はるといふ訓義をとるは。却ていまたしきとおもはるるなり。とにかくに空はるゝといふを。はるの義となすはとりかたし)。」

○夏は熱なり。なつといふは。あつといふ語の轉せしなり。春のゝち。炎熱の時をいふなるべしと(東雅)いへり。皇國にてぶるく夏といふ事義のみえしは。夏高津日神と(古事記)見えたり。此夏字則あつき義にとれるなるべし。高津日は高き日也。津は助字なり(邢昺か爾雅の疏には。夏氣高明。故以遠大言ㇾ之といふ〻。夏高津日といふにあへり)。されば夏の日なかくして。空いつまでも日影とまりて。かたふきかたければ。空に日高きといふ義にとりて。神の御名にかうふらせ奉りしなり。夏冬の二時は。氣によりて名をなしたるなり。夏は炎暑にあひては。あゝあつと衆人おしなへて。いひ侍るもいとたえかけたれば。言に發していふなり。故になつといふはあつといふ義明かなり。又夏爲二朱明一と(爾雅)いひ。郭璞注に。氣赤而光明といふ。是は炎熱の時を色にとりていひしなり。五行に配當せる名目なり。五行の中。夏は火なり。五色にとれば赤色にあたるなり。方角にとりては南方なり。十幹にあつれは丙丁なり。されは丙丁者。其物炳明。丁者强也。時爲ㇾ夏と(白虎通)いへり。また南方者夏。夏之爲ㇾ言假也と(禮記)いひしをはしめとして。夏者假といふことを。尙書大傳。劉熙釋名等いへり。玉燭寶典も亦同意也。又夏者假といふ假字を。鄭玄注して日。假大也とあれば。生長養育之義にとれるなるへし。されは夏之言假。養之。長之。假之仁と(禮記)いへり。物みな暢茂蕃秀するかいふなり。故に夏三月此謂二蕃秀一と(素問)いへり。又啓玄子王冰か素問注曰。陽自ㇾ春生。至ㇾ夏洪盛。物生以長。故蕃秀也。蕃茂也。盛也。華也。美也とある。是みな草木生育暢茂之謂なり。」古事記云。夏高津日神亦名夏之賣神云々。」萬葉集云。春過而夏來良之白妙能衣乾有天之香來山。」和名類聚鈔(歲時之部)云。首夏。仲夏。季夏云々。」拾芥抄云。夏爲二朱明一。」壒囊鈔云。夏。初夏。孟夏。首夏。炎夏。朱夏。九夏。朱明。朱律。丹律。炎暑。炎景。炎節。炎天。景天。長羸。」東雅云。夏とは熱也。アツをナツと云しは轉語にて。其熱の時をいふなるへし。」日本歲時記云。夏。和語に夏をなつと訓せしは。あつといふ意なり。ナとアと相通す。暑熱の義をとれり。」和漢三才圖會云。夏音假。」時節纂諺云。夏は假といふ意なり。萬物生長せしむる時なる故を以て名とせり。易に亨と云。」續節序記云。夏は假也。假は大也。萬物假大なるをいへる意也。また夏を朱明と云。秘語に夏をなつと訓は。あつといふこゝろ也。ナとアと相通す。暑熱の義なり。夏三月是を蕃秀といふ。天地の氣交。萬物華萠す。故に夜は早く臥。朝は早く起て。日を厭

ふ事なく。志をして怒ることなからしめよ。」惠美須草云。夏といふは。太陽の時節と成て。陽氣盛になりてあつき時なれは。あつといふを。通してなつといふ。ナとアと通音なり。」和訓栞云。なつ夏をいふ熱の義なりとも。成の義なりともいへり。一說に成立の義。稻によりての名なり。」和歌。古今和歌集卷第三。夏歌。みな月のつごもりの日よめる。みつね。「夏と秋と行かふ空の通路は。かたへ涼しき風や吹らん」。

○秋は飽なり。秋をあきと訓するは。穀食あきみてる義にとれり。和語の訓例みな然り。此國もとより萬國にすくれて。豐饒の國なれは。秋は百穀成熟し。國人の食物飽滿る意を以て時名となせしなり。抑〻伊弉諾尊。伊弉冊尊二神。國をうみたまふ時。大日本豐秋津洲をうみたまふと（古事記。日本書紀）しるされ。千五百秋瑞穗之地と（日本書紀一書）みえたり。是みな皇御國の名なり。此御國をかく名付しも。神代よりの事なれは。神意を以て名をなせしなるへし。さすれは其國名の意趣。はかりかたしといへとも。つゝしんて按に。神祖百穀豐饒の國を生たまひ。その名に豐といふ文字を上にかふらせ。豐秋津洲。又豐葦原。千五百秋瑞穗之地なといふ類。みな豐字はゆたかなる意なり。又瑞穗之地といふも。穀物豐饒の意にとりての國名とおもはれぬ。秋は其時節の穀。春夏冬の三時より多くあきたる義なるべし。故に西土にても澔か曰。秋者百穀成熟之期。此於レ時雖レ夏。於レ麥則秋故云二麥秋一といへるなとを合せ考れは。秋とは穀物によりて訓義をとくかた。しかるへきなり。ことに秋字禾に從へるをもて。かたぐ穀物成熟の義にかゝるへし。また管子に歲有二四秋一といふ事みえたり。所謂春之秋。夏之秋。秋之秋。冬之秋。是四時に配當し萬物の成收を以て。秋といふなり。其語曰。農夫賦二耜鐵一。此謂二春之秋一。大夏且至絲纊之所レ作此謂二夏之秋一云々。五穀之所レ會。此謂二秋之秋一云々。紡績緝縷之所レ作。此謂二冬之秋一と（管子）見えたり。これみな穀物成熟の義よりおこりて。庶物成收の上までも。秋と云義にはなりしなり。されは五穀之所レ會此謂二秋之秋一とみえたる文辭にて。秋の秋たる義。穀熟より秋といふ義起れる事いと明かなり。又竹秋。蘭秋といふ文字。廣韻にみえたり。是等もみな前文の意と秋字の義おなじきなるへし。故に百穀各熟爲レ秋。故麥以二孟夏一爲レ秋と（蔡邕月令章句）見えたり。又秋を開明の義にとるも一考なり。白石曰。古語にアキといひしごときは。速秋津姬。また速開都咩としるされし例によらは。これも開の義にやとりぬらん。義未詳と（東雅）いひ。和語に秋をあきと訓せしは。あきらかなりといへる意なりと（日本歲時記）いふに。續節序記の說も同意なり。西土にてもこれらの義と同じき事ともあり。雲既淨而天高と（虞世南賦）いふ。雲淨天高は。これ開明の義なり。又潦爲收而水潔と（同上）いふも。上句と同意にして。天時共に時氣すみて清明なる意なり。こゝをもて按に。天地の時氣あきらかなる義にて。あけといふも一說とやすへき。あけはあかき也。赤色をあけ色と云。草木すへて紅葉する是れ色にあらはるゝなり。夜明といふ明もあきの義。あけあき同きなり。明字日に從ひ月に從ふの文字にて。日月の照す所あきらかならずといふ事をなし。天氣以急地氣以明と（尙書大傳）云前文に辨するに同しき也。又秋爲二白藏一と（爾雅）いふを。郭璞注曰。氣白而收藏とみえ。又素秋。素商。素節と（元帝纂要）いふも。秋の別號なり。素字は白字とおなしくしろしと訓すれは。もとつくところは白藏といふによりしなるへし。此名目もあきらかなる義にて。明白なとゝ熟字するもこの意にて。これら又一說なり。古事記云。於是伊邪那岐命。先言阿那邇夜志愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命言。阿那邇夜志愛袁登古袁。如此言竟。而御合。生二子淡道之穗之別島一云々。次生二大倭豐秋津島一云々。又云。於レ是有二二神一兄號二秋山之下冰壯夫一云々。」日本書紀（神代卷）云。伊弉諾尊伊弉冊尊。立二於天浮橋之上一。因欲下共爲二夫婦一產中生洲國上云々。迺生二大日本豐秋津洲一云々。又云。天神謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰。有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一云々。又云。素戔嗚尊之爲レ行也甚無レ狀云々。秋則於天斑駒使レ伏二田中一云々。」萬葉集卷第一云。近江國大津宮御宇天皇代。天皇詔二內大臣藤原朝臣一。競二憐春山萬花之艷。秋山千葉之彩一。時額田王以レ歌判レ之歌云。秋山乃木葉乎見而者。黃葉乎婆。取而曾思奴布。靑乎者。置而曾歎久。曾許之恨之秋山吾者。」和名類聚鈔云。秋。初秋。仲秋。季秋。云々。」拾芥抄云。秋爲白藏云々。」東雅云。アキ。百穀既に成て飽滿るの義にもやあらん云々。」時節纂諺云。秋は揫といふ意なり。草木かたまり實する。また揫斂とおさめ。穀熟とうみたるを以て。おさめたくはへする時なるを以て名とせり。易に利と云。」續節序記云。秋は揫也。物の揫斂して則ち成熟すれはなり。爾雅に秋を白藏といふ。和語に秋をあきと訓するは。あきらかなりと云意。夏は陽盛にして炎蒸の空に盈る故に。天氣濁り陽氣下りて。天の色淸明也。況一年の中尤明らかなるをや。素問に云。秋三月是を容平といふ。天氣以て急に。地氣以て明かなり。早く臥て起る事を鷄と倶にす。意を安寧にして秋刑を緩して。神氣を收斂せしめ。秋氣をして平に。其の志を外にする事なからしむ。」和漢三才圖會云。秋音鰌云々。」和訓栞云。あき秋をいふ。飽の義なり。百穀已に成て。萬民飽足の時なれはしかいふめり。此國を千秋長五百秋長之瑞穗國と名づけたまひしも。この義なるへし（按に千秋長五百秋長之瑞穗國。此

文。舊事本紀天神條に見えたり)。」和歌。古今和歌集卷第五。秋歌下。貞觀の御時綾綺殿の前に梅の木有けり。にしの方にさせりける枝のもみち初たりけるを。うへにさふらふをのこどものよみけるついでによめる。藤原のかちをむ。「おなしえをはきて木のはのうつろふは。西こそ秋の初なりけれ」。正誤。東雅云。溟渤讀てオキウミといふ。オホキウミともいひ。滄海讀てオキウミといふ。オホウナハラといふにならは。アキとはオキの轉語にて。大の義にもや有へき。さらは百穀既に成るをもて。其時の大也とする也。日神葦原中國を豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國とのたまひしも。此義なるへし云々(按に前には百穀既に成て飽滿るの義にもやあるらんといひし。說者義とりつへけれとアキとはオキの轉語にて。大の義とときしは。いまたしきなり。且日神葦原中國を。豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國とのたまひしも。此義なるへしといひしは。秋といふ文字を大の字とおなしき意とみしなり。されは。千秋長五百秋之瑞穗國とのたまひしも。此義なるへしといへるは。日神皇國を大なる國とのたまふとて。かくのたまひしと見たるなり。さにはあるましきなり。瑞穗國といふ文字の見えけれは。秋はあきたるの義にて。大なるの義にあらす。千秋長五百秋長の文字は。褒美の辭にして。此御國かきりなき榮をのたまひしなり。後世いふ所の千秋なとゝ祝して人のいふも。此御言葉により起りしなり。瑞穗國とのたまひしは。此御國あらんかきり。百穀豐饒にして。人民の飽食する義もおのづからこもれるなり)。日本歲時記云。和語に秋をあきと訓せしは。あきらかなりといへる意なり。夏は陽さかんにして。炎蒸の氣そらにみつるゆゑ。天氣にこれり。秋は陽氣くたりて天色清明なり。況んや一とせの中。月の尤もあきらかなるをや(按にこの說は。秋字にかゝはらず。時氣の上にてときしなり。白藏。白帝。素商。素節なとゝいふ上にて解さは。さもあるべし。秋字の順にときなすは心得ぬことなり)。○冬はふゆなり。冬の訓義。冷也。ひゆを轉してふゆと云なり。是等は時氣によりて起りし訓なり。夏冬は時氣によりて名義をあらはし。春秋は時物によりて時名をなせし事明かなり。さてふるくより冬といふ語のみえしは。天の冬衣の神と(古事記)見えたれは。いとふるき語なり。此神の御名を以て考ふれは。冬衣といふ文字は。時節のうつり行。秋さり冬來りて次第にひゆる故。衣をかさぬるも冬にもはらかさぬれは。かくいへるなり。西土にて此事によく似かよへるは。冬之德寒と(春秋繁露)いひ。又其時を冬といひ。其氣を寒といふと(管子)みえたり。是ひゆといふに一致せり。白石曰。ヒユをフユといふかとき。是もまたもと轉語にして。またフといふことばには。ヒユといふ語をこめたりと(東雅)いふも、普通の說なり。和語に冬をふゆと訓せしは。ひゆをいふ意なりと(續節序記)いふも。同意なり。ここをもてひゆるを冬といふ訓義は。古今みな一理なり。和訓栞も。ふゆは冬をいふ。冷の轉せるなりといへり。又冬之爲レ言中也。中者藏也と(禮記)みえたるは。難波津に咲や兄花冬こもりと(古今和歌集序に)引し歌の詞意と同きにや。また冬木成春去來者と(萬葉集)いふは。冬終也。物終成也と(釋名)いふ意と同し。冬木成は終成也。冬極れるなり。故に春さり來れはと。つゝけいふなり。又冬爲二玄英一と(爾雅)いふは。冬の別號なり。これ五行配當の色にとるなり。玄は黑也。郭璞か注に氣黑而清英といへり。拾芥抄にも。玄英の文字いでたり。爾雅を引しなり。夫よりして玄冬と(元帝纂要)いひ。玄陰。陰律。陰英。陰天。陰蕢と(壒囊抄)いひ。玄冥。玄律と(事物別名)みえたり。是みな冬の空はうすくろく陰れるが故に。かゝる別名の出來る事にはなりにしなり。又方角にとりても。冬者北也。北は五色の色樣によりては黑色なり。故に玄陰蕢の三字をもて。冬の異名の中に。此文字を熟字とする事にはなりしなり。されとも物名一樣ならす。爾雅には安寧といひ。元帝纂要には。冬を玄冬といひ。風を寒風。勁風といひ。景を冬景。寒辰といひ。時を寒辰といひ。節を麗節なとゝ。わけて見えたれとも。今の世には冬景。寒景。寒辰　麗節なとゝいふは。たゝ冬の異名のやうにいひならはせるなり。壒囊抄なとにも。あまた異名みえたり。一一擧るにいとまあらされは。こゝに略せり。又初冬。仲冬。季冬の三月にあてゝ。其圭月の名となすもあり。或は三冬。九冬なとゝ其圭月をさゝさるもあり。或は三月をすへくゝりし名目もあり。いはゆる冬三月此謂二閉藏一と(素問)みえたるは。冬の一時をいふ事文面明白なり。」古事記云。此神娶布怒豆怒神之女布帝耳神生子天之冬衣神云々。」萬葉集卷一云。冬木成春去來者不喧有之鳥毛來鳴奴云々。」和名類聚鈔云。冬。孟冬。仲冬。季冬云々。」拾芥抄云。冬爲二玄英一云々。」東雅云。冬とは冷也。ヒユをいひてフユといひしも。又語の轉せしにて。その寒冷のときなるをいひしなり。」節序纂諺云。冬は終といふ意なり。草木花實産乳かはりしまふといふ義を以て。名とせり。易に貞と云。」續節序記云。冬は終也。萬物終藏すればなり。爾雅に。冬を玄英と云。和語に冬をふゆと訓せしは。ひゆといふ意なり。素問に冬三月を閉藏といふ。水氷り地さく。陽をうごかす事なかれ。早く臥起ると日光を待へし。志をして伏るか如く匿るゝか如く。私意有か如く。已に得る事あるか如くならしめ。寒を去り溫につき。皮膚を泄すをなく。氣をしてすみやかに奪し去る事なかれ。

月令廣義云。冬月早天に門を出る時は。必酒を飲て寒邪をふせくへし。或は生薑をふくむも又佳也。空腹をいむ。博物志に云。冬月山氣毒多し。晨は空腹にして是を犯す事なかれ。昔王肅。張衡。馬均と云者三人。霧をおかして晨に行けるか。一人は死し。一人は病し。一人は恙なし。その故を尋ぬれは。死せし者は空腹なり。病せし者は食服したる者なり。恙なき者は酒を飲しとそ。」和漢三才圖會云。冬音東。」和訓栞云。ふゆ冬をいふ冷の轉せるなり。」和歌。古今和歌集序。おほさゝきの御門をそへ奉るうた。「なには津に咲やこの花冬こもり。今を春へとさくやこの花」。又巻第六。冬歌。冬歌とてよめる。紀貫之。「雪ふれは冬こもりせる草も木も春にしられぬ花そ咲ける」。雪の木に降りかゝれりけるをよめる。同。「冬こもり思かけぬをこのまより。花とみるまて雪そ降ける」正誤。東雅云。素盞嗚神の御孫羽山戸神の子に。若年神。夏高津日神（また夏の女神といふ）。秋比女神。冬年神等ありきと舊事記に見えし。夏冬の名の見え始なり。されと古事記には冬年神。久々年神と記して。久々の二字を讀に。音をもてすへしと注したれは。舊事記に見えし冬の字は誤寫せし所也と見えたり云々（按に舊事記はもとより僞撰にしてとるにたらず。又古事記には冬年神。久々年神としるして。久々の二字を讀に音をもてすへしと注したれは。舊事記に見えし冬の字は誤寫せし所なりと。白石は云つれとも。既に古事記に久々年神の御名のいてし以前に。天の冬衣の御名みえたれは。冬といふとの證には是をそ引へきを。其に見えし神の御名を出して冬の見え始とせしは。全く引おくれしなり。殊に舊事記を證據とする事はいかゝそや）。以上證するところに就き。年歳を立るの原由。四季の名義等を知るべし。

トジ　刀自。（ヲムナノトナへを見よ）

トジウバ　屠獸場。牛羊豕等を屠殺する處なり。【沿革】東京に屠牛場あるは。江戸幕府の晩年。中川嘉平なるものが。芝區白金に開設したるを嚆矢とす。尋て明治元年萬屋萬平。大宮孫兵衛等發起して。芝區西應寺町にも之を開きしが。其翌年民部省通商司に於て搾乳場を起し。同時に牛馬會社なるものを。築地門跡附近に設けて屠牛を始め。年税千三百三十圓と定めて。所謂御用商人を賣捌人となしたれば。前記二ヶ所の私設屠場は。之が爲めに潰れたるが。間もなく商人等。通商司へ出願して。築地小田原町に一の屠場を開き。由良源太郎之が監督となりて。外國人又は旅館等に賣捌く事となれり。既にして牛疫大に流行せしかば。奸商輩は之を奇貨として不良の肉を發賣し。其弊害甚しかりしを以て。福井某なるもの之が矯正を志し。明治四年の秋。屠肉取締及び屠獸檢査の必要を陳べたる一片の書面を其筋へ提出せしに。其議納れられて。福井は屠肉取締檢査官に命せられ。賣肉屋中稍ゝ事を解する者數名は。頭取なる名稱の下に。賣肉取締の任務に當ることとなりたり。同年八月大藏省の布達に。一。近來肉食相開候に付ては。屠牛渡世のもの。屠獸の儀は。人家懸隔の地に設け。病牛死牛とも。不賣鬻樣。嚴重取締可申云々。又同年同月。屠牛場の制限を達せられたり。其後福井主唱となりて一の組合を組織し。其筋の認可を得て淺草新谷町。芝白金今里町の二箇所に。屠場を開設したるが。民業には弊害を生し易しとて。之を廢し。明治十年二月警視廳の所管となし。諸獸屠場規則及び賣肉規則を定め。屠場を淺草千束町村舊牢屋敷に移し。同五月二十五日開業し。屠殺料を納めて屠殺を行ふ。然るに斯る營利上の者を官有となすは誤れりとて。警視廳攻撃の聲高かりしは。十二年四月遂に木村莊平外二名の者に。淺草の屠場を拂下たり。明治十三年四月三十日。諸獸屠場規則及び賣肉規則を改定す。略に曰く。諸獸屠場は一箇所に限り。牛羊豕を屠殺せんとする者は。屠場内檢査場の檢査を請け。孳尾に川る牝牛は屠殺するを許さず。又場外に於て牛羊豕を屠殺するを禁し。若し之を犯す者は。不良肉と同視處分し。賣肉商人は本署の免許を受け。他管下或は外國より輸入する屠肉を購入する者も。必す屠場の檢査を受け。無檢印若くは腐敗の肉を鬻さ。若くは他の獸を混して販賣するを禁す。」次て翌十四年八月二十四日。屠場規則を改正したる結果。二三の商人。芝白金村に屠場設立の許可を受けしが。當時の牛宿は。主に白金にありたるを以て。明治十五年淺草の屠場も。亦芝濱の鐵道線路外に移轉し。茲に白金と合併したるに。同地の者等。血液の地上に流るゝを嫌ひ。且つ漁業及び海苔の發生に。一大障害を與ふる者なりと主張したれば。明治二十年芝濱の屠場は。更に今里に移轉すると同時に。警視廳に於ては屠場取締規則を改正す。府下に四箇所を限り。一人若くは一社にて二箇所を許可し。人家を距ると六十間以上の所に定め。周圍に墻塀を設けしめ。馬肉の外食用に用ふへからさる獸肉を賣るを禁す。同二十二年三月。又屠場取締規則を改正して。五箇所となし。淺草田中町に東京家畜市場會社。南千住箕輪に中林合名會社。荏原大崎村に竹中久治外數名。荏原大崎村。芝白金に川田外數名の屠場新設を許可し。在來のものと合せて五箇所となせしが。大崎村には遂に其の開設を見ず。後ち參河島に於て屠場を開きたりといふ。

【屠獸場の構造】芝白金にある屠獸場の構造を略記せんに。先づ門を入りて。左手

なる事務所と屠殺所との間に。二間四方程の四本柱の板葺小舍あり。こは屠牛の身體檢査を施す所にて。夫れより遙か右側に距てたる隅に。長さ十八間許りなる細長き建物あり。悉く板もて蔽はれたるが。是は牛を繋ぐに用ふる場所にて。其傍にある屠殺所は。横十五間の建物なり。周圍は板もて造られ。下には石を甃みて其面を傾斜ならしめ。中央に小溝を設けて。血液を流すに供す。天井には。横に四條の軌道めきたる。鐵製の垂木を懸け渡し。條毎に輪鐵を懸けて。輪には各長さ六尺許りの鐵鎖を垂れ。二條の鐵鎖毎に。其下端に長さ五六尺の棒を亘せり（四條の垂木なれば都合四條の鐵鎖あり。其二條を一組として。即ちブランコの如きもの二組を造れるなり）。這は屠牛の足を弔して。自在に其體を前後に運搬し得らるゝ爲めの仕掛けなり。屠殺所の右側方には。間口奥行とも四間半位の内臟解剖所あり。更に其の後方には。間口六間。奥行二間半の一棟ありて。之を二間に分ち。左側のを家屠所に。右側のを病牛屠所に充てあり。又前記屠殺所の中程に當れる後方に。二間四方の板張りありて。其後方に深さ六尺長さ一間半横二間（周圍及び底とも煉瓦にて甃む）の血溜あり。屠殺所の左側後方に頭部解剖所あり。【屠殺の模様】屠殺の時間は。大抵午前八時より。同十二時までと限られあり。扨て屠らるゝ牛は。早朝より門前に集められ。時刻來る時は。先づ一頭つゝ身體檢査所に牽行かれ。其處にて獸醫の檢定を受けたる後。繋留所の右側（左側は檢査前の牛を繋ぐ事あれば）へ繋がれ。番號を印せらる。斯くて牛は其番號の順序にて。屠殺所へ入るなり。場内に入りたる牛は。流石にそれと諦め居るものゝ如く。多くは死せるが如くにて。眼付さへ緩みて見ゆ。但し西洋又は南部の牛は。往々猛り狂ふ事ありとぞ。扨愈々屠殺所に入りたる後も。眼前には血に染みて倒れ居るもの。又は將に殺されんとするものを見ながら。尚ほ決して立騷ぐ氣色なく。數ある中には大地に獅噛付き。場内に入るを拒むものもあれど。這は甚だ稀にして。是等の牛には。角へ輪をかけて。屠殺所に据置ける器械（屠殺者はまけ／＼器と呼ぶ）にて。引入るゝなりと。扨一人の男。繋留所より牛を屠殺所の右側に牽入れ。頓て東向となすや否や。豫て用意せる屠殺者は。一個のハンマー（屠殺者はハマと呼ぶ）を。素早く横合より振り廻はし。牛の前頭部へ打込むなり。此一擊にて。牛は呻きの聲さへ發せず。撞と其場に倒るゝと同時に。他の者は一間許りの長き籐を持ち來り。右前頭の打撲傷口より。脊髓へ突き込み。是れにて止めを刺したる後。又一人の男ありて。小刀を右手に持ち。頸動靜脈を切斷するなり。此時迸出する血液は。宛がら泉の湧き出るが如し。次の二三の男は。死牛の腹部に足を掛け。殆んど十分間程揉み拔きて。成る可べく血液を多量に出さしむ。這は味に關係するが故もあるべけれども。[illegible]一多く揉めば揉む程。肉の腐敗の度を減ずる故なり。斯て其牛を稍々持上げて。腹部を上に向はしめ。先づ前足の端を小刀もて切落し。皮を剝ぐ事に着手す。皮を剝ぐには矢張り同樣の小刀を用ふれども。刀はあてずして柄を用ひ。時には單に手を以て皮を剝ぎ下す事あり。此術中々六ケしく。若一寸にても刀を皮に[illegible]るゝ時は。忽ち大疵となるといふ。但し此等の始末をなす中は。牛の位置を轉ぜざる樣。錐狀（屠殺者はステッキと呼ぶ）のものを以て。身體を支へ置くものと知るべし。皮を剝取りたる後は。小刀にて頭部を切り落し。續て舌を拔き。次に前足の筋肉の間へ。彼ブランコの如きものゝ下端の棒を突通し。體をぶらさげ置きて。例の小刀を腹部に刺し。内臟一切を取出したる後。彼の垂木に懸けし鎖によりて。後方に運び去り。鋸にて殆んど材木を挽くが如くに。脊髓より體を兩斷し。前後約四十分間餘にて。全く屠殺の業を了るなり。但し犢の屠殺法は。稍々之に異りたる所あり。即ち屠殺するや否や。最初に首を切り落し。又皮を剝ぐ場合には。前足の關節部の處に。小刀にて切り。傷口に口を當てゝ。皮下結締織へ十分程息を吹込み。而して牛體を充分に膨脹せしむるなり。斯くせざれば皮を剝ぐに頗る難儀なるよし。屠殺を了へ夫れ／＼始末を付けたる後。頭部。胃囊。内臟は賣込屋へ。又尾はソップ屋へ。足骨及び血溜は。肥料會社へ賣捌かる。抑々日本の屠殺法は。英國の法に習ふものなれど。彼の籐を差込む丈けは。異り居るよし。佛國の屠殺法は。延髓を打ち。獨逸は頭部へ覆被をかけて。前頭部へ錐狀の者を打込むなりと。東京の屠牛場は。遙かに大阪のに及ばざれども。檢査は東京の方嚴重なるよし。目下東京にて屠殺する牛の産地は。重に江州なりとのことなり。

トシコシ 年越は。一年のはて。則ち除夜のことなり。また節分は冬季の終りなり。此夜をも年越といへり。一月六日をも六日年越といひ。十四日年越といふ。これは倶に俗間の習はしなり。年越といふ夜は。いづれも家内打揃ひ。蕎麥切をうち。酒なとのみて祝ふなり。節分。除夜。追儺等の條を併せ見るべし。

トシゴヒマツリ 祈年祭。（キネムサイを見よ）

トシゴモリ 年籠といふ習俗あり。滑稽雑談に。和俗大晦日の夜。靈佛靈社へ詣て。年をとるなり。これを年籠と稱す。諸國にあることにて。其國郡の神社佛

閣などへこもることなり。京都にては伊勢。熊野などへ。近くは祇園。清水。愛宕。八幡などへこもるなり」とあり。今はかゝることはせざるなるべし。また俳諧連歌者などゝ歳暮の催しとて。俳諧發句を集め。點者に評せしむる。これを其流の人は。年籠の催しなどいへり。神社佛閣へ參籠することより出し言葉なるべし。

トシトク 歳德。（エハウを見よ）

トシノガ 年の賀。（ガを參看せよ）

トシノイチ 年の市は。十二月なかばより月末へかけて。飾り松しめかざりを始め。すべて來春用ふるものを鬻く市なり。何となく市中の商況も景氣つきて。賑はしきものなり。まづ東京にて暮の市の最もはやきは。十二月十五日。深川富岡八幡の市なり。それより淺草の市なり。燕石雜誌に。毎年十二月十七日。十八日にたつ。淺草の市はいかなる故に。正月の物を賣買するとて。佛閣に參りつどふにやと。こゝろ得がたく思ひしかば。これを古老に問に。この市は當初雷神門の左のかた。大神宮の攝社なる蛭子の宮の市なりき。往昔は十二月九日。十日兩日なりしが。觀世音の會日には。參詣の老幼群聚する事。市の日にましたり。よりて此市を十七。十八兩日にせば便宜たるべしとて。遂にその事を聞えあげて。今の如くにはなりしといへり」とあり。また二十日。二十一日。神田明神の市。二十四日は芝愛宕の市。二十五日は麴町平川天神の市なり。夫より大晦日までは。所々に市たつ。神田今川橋通など最も盛なり。然れど今日の景氣は。三四十年前の繁華には遠く及ばず。尙其【起原】を細說せんに。歳の市は其初め淺草觀世音に開かれたるを嚆矢とする由。其年代は詳かならざれども。古老の說によれば今を去る二百三十八年前。即ち萬治二年兩國橋の始めて架設せられし頃。淺草寺附近の商人ども。注連飾草物その外二三種を立賣したるが歳の市の權輿なるべしといひ。又一說によれば夫より五六年の後。寬文四甲辰年より淺草寺雷神門の左なる大神宮の地内。蛭子神社の邊にて例年十二月九日。十日の兩日に市を立て。初め之を蛭子の市と呼びけるが。其入出。觀音の緣日即ちその月十七。十八日の兩日に若かざりければ。後變更して此緣日に市を立つることゝなりしともいふ。兩說何れにしても。歳の市が兩國橋の架橋後に始りたる事を知るに足るべし。尤も其頃は注連飾。松又は草物を擔ぎ賣せし商人どもが淺草寺内若くは其附近に店を開き。右の外勝手道具。農具。天秤棒の類を賣りたるに止りしに。此市年々に盛大となりければ。遂には種々の物品を此所に持寄りて始めて市の形を爲し。降つて元祿の頃に至りては諸大名。旗下。大店向きは毎年吉例として。家人數名に革羽織を着せ。籠長持を舁かしめて盛に諸品を買入るることゝなりけり。其角の句に「年の市誰を呼ぶらん羽織どの」とは之をいふなるべし。中にも吉原。品川。新宿等の各遊廓等は。藝妓職人の棟梁株などは緣喜を祝ひて花々しく隊を組み。淺草市に押出すを吉例とするに至り。其歸途も亦緣喜を祝ひ飲食店等の名を撰びて盛宴を張りければ。竝木の萬年。上野廣小路の雁鍋。或は駒形の川枡。馬喰町の鴨南蠻など極めて繁昌したる由。【擴張】斯くて市は益々盛大に赴きければ市商人も其味を占め。其後は芝の愛宕。麴町の平河天神。深川八幡。神田明神等にも。日を定めて市を立つることゝなり。特に愛宕の市は俗に泥棒市と稱へたり。是れ諸家の中間。或は折助等が主人の威光を笠に着て。權柄を振り廻し。例へば價高き品をも僅かに端錢を投出して持去り。或は無法にも無代價にて携へ歸るなど。種々猥藉の所業に及びしが故なりと。されば其頃愛宕の市の商人は薄暮より我先にと店を仕舞ひ逃歸る有樣なりしとぞ。勿論是れ獨り愛宕の市には限らず。他所にても此惡弊の行はれて。往々間違を惹起す種とはなりけり。【淺草市の取締】されば淺草市の商人等は。愛宕の市の如き惡弊の此所にも往々行はるゝを憂ひ。當時淺草寺は上野宮家の支配に屬し居たるを幸とし。同宮家へ歎願して宮家より歳の市取締方を時の寺社奉行に申出でられければ。寺社奉行は特に淺草の市に限り大檢使。小檢使に從者數十名を附して取締をなさしめけり。此大檢使と云ふは寺社奉行の名代役にて番頭役之を勤め。頗る權威ありたるものなり。裝束は主家の定紋を附したる黑縮緬の羽織に緞子の野袴を穿ち。縮緬の上帶に陣笠を冠り。馬乘にて鎗挾箱等の供廻り數名を引連れたり。又小檢使は大檢使の副役として徒歩にて腕利の同心十六名各々帶刀して赤房の十手を携へたるを隨へたり。其他仲間は印半纒に六尺棒及び手錠。捕繩等嚴めしく總勢四十名許り淺草寺に出張し。一日數度巡廻して猥藉者を取締りければ。淺草市には他所の如き弊害なく。從つて其繁昌も亦格別なりし。【景氣と地割】例年歳の市の兩日には。南は淺草見附外より西は上野廣小路。北は千住近傍より淺草寺に至る迄其道筋の店々は積物を爲し。或は手拭幟なんど押立て市の景氣を添へたり。地割は店一軒を間口六尺。奥行三尺と定め二日間の借料一貫二百文なり。本堂の東西及び正面敷石の上（但し脊合に出店す）。仁王門の兩側等に番號を以て店を出せり。番號は切符に記されて地役人より之を附與し。切符なき者の出店を許さず。扨已に此地割切符を受けたるものは翌年迄保存して毎年新規の切符と引替をなすの例なりしかば。切符は自から價を生じ仲間にて

高價の賣買あり。就中中店の常店或は奥山の楊弓店などを。二日間五兩六兩位にて借り受け出店する者も間々ありたり。【賣物】其當時淺草歳の市にて賣りし重なる物品は。注連飾。草物。海老類。緣喜物各種。宮師。米櫃。大黑。福茶袋。招き猫。張子達磨。棒屋。桶屋。羽子板。羽子。破魔弓。勝手道具類。臼。木鉢。箕類。燧。鎌。燈心(穢多頭彈左衛門の專賣品)。金龍山幾代餅。雷おこし等なり。又近年に於ける淺草歳の市の【地割及び賣物】を記さんに。淺草寺境内は先年淺草公園となり東京市の管轄する所にして。園内の事は總て公園事務所の支配に屬したれば。同事務所に於て年々抽籤法に依り。十二月十一日。十二日の兩日地割を定む。出店の數は年々多少の異動あれども。大抵四百名前後なり。地割は一等より五等迄に區別して一人に付間口二間奥行一間と規定し。一等は一坪五十錢。二等三十錢。三等廿五錢。四等十五錢。五等十錢にして。一等の場所は本堂の兩側より本堂に向ひたる店及び正面の敷石の兩側等なり。賣物は。注連飾。海老。草物。俵。福俵。宮師。神酒口。緣喜物。羽子。羽子板。破魔弓。國旗。帽子。金物。打附物。雜木。桶類。棒類。箒。笊。飲食店等なり。倚芝の愛宕を始め其他の歳の市は。淺草と大同少異にして。特記するものなければ。之を省く。

トシヨクワム 圖書館。(シヨジヤククワムを見よ)

トシワスレ 別歳といふこと。ふるき習俗なり。日本歳時記(十二月)。下旬の内。年忘れとて。父母。兄弟。親戚を饗することあり。これ一とせの間。事なく過ぎにしことを祝ふ意なるべし」といひ。和訓栞に。としわすれ。瑯琊代醉に。「進入歳暮。家人宴集。曰二滯散一」と見え。東坡が詩序に。蜀俗歳晩酒食相邀。爲二別歳一とも見えたり。禁裡にも有事也」と見え。俳諧歳時記に。年忘。歳の暮に親戚朋友を會め宴を設く。これを年忘といふ。是年中の勞を忘るゝ意なり」といへり。今も忘年會とて。交友相會飲するなり。然れど忘年といふ熟字は。此ことゝは別なり。支那にて忘年之交といふは。老人がおのれの年をわすれて。我より年若き人と交るを。少年の方より老人を尊びて。某は余と忘年の交をなせりなどいふなり。されば歳晩に相會飲するは。漢語ならば。別歳といふか穩當なるべし。

トソ 屠蘇。(サケを見よ)

トチ 土地。(チシヨ。デムセイ。チソ。チギヤウ等を見よ)

トチメム 橡麪。橡の實は晒して澱粉とし食ふべし。太平記卷五に。大塔宮熊野落の條。十津川の民家に宮宿り給ひければ。栗飯橡粥なとを參らせし由見えたり。又橡の實を餅につき交へたるを。橡もちといふ也。又田舍にて。橡のみを粉にして。これて棒にて薄く打のべて。切麥などの如く麪にして食ふ。是を橡麪と云。とちめんを作るに。手早くのさゞればちゞみてのびず。甚急に早くのす也。されば いそがしき事を。とちめん棒を振ると云とぞ。人の申たりき。貞丈橡餅を食たる事あり。色は黑赤也。味も香もなし。よくもわろくもなき物也」とあり。

トトクブ 都督部。明治二十九年始て日本全國を東中西の三都督部に分ち。陸軍の軍團を分管せしむ。同年八月勅令第二百八十二號。都督部條例の畧にいはく。都督は陸軍大將若くは陸軍中將を以て之に補し。天皇に直隷し。所管内の防禦計畫竝に所管内各師團共同作戰の計畫に任せしむ。但し防禦に關し。特に規定あるものは此限にあらず。」一都督は所管内各師團動員計畫の整否を監視す。」一都督は所管内各師團の教育をして齊一に進歩せしむるの責に任す。但し砲工輜重兵科專門の事を除く。」一都督は陸軍軍隊檢閱條例に依り。隨時所管内團隊の檢閱を行ふ。」一都督は主任の事に關し。所管内の各師團長に訓令若くは訓示を與へ。且必要の報告を爲さしむるを得。」一都督は部内の軍政及人事に關しては陸軍大臣。防禦作戰竝に動員計畫に關しては參謀總長。軍隊教育に關しては監軍の區處を受く。」一都督は防禦作戰竝に動員に關する事項は參謀總長を經。軍隊教育に關する事項は監軍を經て奏上す。」一都督部に幕僚を置き。之を參謀部。副官部に分つ。」一參謀長は都督を補佐し。幕僚を統へ。事務整理の責に任す。」一幕僚の各將校及軍吏は參謀長の區處を受け部務を擔任す」とあり。

ト子リ 舍人は。又ト子とも呼ぶ。殿の人の義にて。宮中の雜仕に供する職なり。大舍人は宮中の戸扉を開閉し。警衛の任に當り(ナカツカサシヤウ。チヤウナイを參看すべし)。小舍人は宮中の使に役し。又車の牛を使ふ。元少年の掌る職にて。宮中の雜仕に使ひたるが。種々に移り替れるなるべし。賴朝の召仕御所の五郎丸の如き。成長しては武裝して寢室を警衛する職となりし例あり。以て類推すべし(ナイジユ參看)。明治二十二年七月宮内省官制に皇宮警部。警部補と。舍人と。内舍人とあり。舍人は準判任とす。主殿寮に屬す。

【内舍人】古へ中務省に内舍人あり。禁中の宿衛行幸の供奉。其他雜仕に供す。大寶の頃は門閥の子弟も先づ此官に任じ。夫より昇進したり。文官なれど帶劍の職なり。明治以後亦此の職あり。東宮職及び主殿寮に屬し。准判任四等以下なり。

【大舍人】中務省に左右大舍人の寮あり。官制沿革畧史に云く。大舍人は。宿衛供奉

の官なるにより。當初は門閥に依りて補せらる。桓武天皇の延暦十四年六月。自今以後。大舍人は。蔭子孫を以て補せらるゝ勅あり。嵯峨天皇の弘仁十年八月。左右大舍人の定員八百人を減半し内豎とす。（平城天皇の大同二年に。内豎を停めて左右大舍人寮に隷られたるを。弘仁二年復置かれしが。其人員は此に至りて舊に復せしなり）。又文武天皇の慶雲三年。山背國相樂郡女。鴨首形名。三たびに六兒を産む。初め二男を産し。次に二女を産し。後に二男を産す。詔ありて其初産の二男を大舍人とすとあれば。かゝる例もありしと見ゆ」とあり。明治以後。太政官正院。左院。右院。元老院に大舍人あり。十四等官（判任）にして。廳内の監視を掌りたり。同十年の頃廢せらる。

【帶刀舍人】東宮に舍人監ありて之を管す。其の長を先生と云ふ。

【授刀舍人】宮中にあり。神龜五年。中衞府を置き。天平寶字三年。授刀衞を置き。慶雲四年七月授刀舍人を置く。續日本紀天平十八年の條に。騎舍人を廢して授刀舍人寮を置とあれば。此の前【騎舍人】ありしと見ゆ。

【小舍人】は藏人所。侍所等にあり。官制沿革略史に云く。侍所の小舍人は。驅使の類の雜事に供し。又罪囚獄舍の事に預る賤卒なるにより。姓氏をも呼ぶ事なし。建長六年。侍所小舍人。鎌倉中に騎馬することを止むべき命令あり（吾妻鏡。庭訓往來）。侍所の下部は。素と小舍人の助役なるべし。故に小舍人と下部とを併せて。共に下部とも呼べり。但し足利の世には。此を公人としあ稱せるは。賤卒ながら。幕府の扶持人なれば。諸家の私人に分別せるなり（武家名目抄）」とあり。按するに。小舍人をして牛を追ひ。囚人を追ふ等に使用する。正當の使用には非るべし。明治の後太政官。正院。左院。右院。元老院等に小舍人あり。今の給仕の職を掌れり。等外四等に相當せり。同十年の頃廢せられたり。

トノ　殿は。もと宮殿の稱なり。また轉して尊稱に用ふ。乃ち關白殿。攝政殿。及殿下。殿樣。某殿等是なり。又何々院殿なと稱せり。又我より目下に對するにも殿を用ふれとも。公文にはすべて殿を用ふるを例とす。和訓栞云。宮殿の制大戸道尊より始ると。神代纂疏にも見えたれは。神名によるにや。又戸名の義なるべし。宮中に諸殿ありて各其名にて分てはかく呼へる成へし。歌には草殿。釣殿。柏殿。渡殿なとよめり。又鎭也と見ゆ。」伊藤氏の說に石林燕語に。丘遲與二陳伯之一書。謂二臨川王宏一。爲二臨川殿一也と見えれは。我邦貴人を稱して殿とするも。襲ふ所ありと云り。海人藻芥に。內裡に於て人を指て申は。執柄家の外は。不レ可レ有レ之。御前に於て關白殿。攝政殿と申也」と見えたり。又貞丈雜記に何がし殿と云殿は。宮殿の殿にて屋形の事也。一つの屋形をかまへたる人體なる故。うやまひて何がし殿と云也。たとへば大神宮。八幡宮などの宮の字の心也云々。女にも殿の字を付てよぶ事。源氏物語に玉かつらの內侍のかみの事をかんの殿と書たるを。所々に見たり（かんはかみ也ないしのかみの事云なり）」とあり。以上殿の義は樣と同一の意にて。樣の部にも殿のこと見えたれは。宜しく之と併せ見るへし。

トノモノツカサ　主殿寮。（クナイシヤウを見よ）

トノモノツカサ　主殿司。（トウグウシキを見よ）

トノ井ブクロ　宿直袋は。和訓栞云。とのゐもの。宿直する臥具をいへり。」源氏榊の卷にとのゐものゝふくろ」とあり。契沖云。とのゐものは。夜のものなり。其ふくろは。俗に云番袋なり。とのゐする人。初は多かりければ。もてくるとて歸るとおほかりけるが。世かはりて。源氏の威勢おとろへたれば。とのゐ人もはかくしうはなくなりて。ゆきかひし番ぶくろも見えずとなり。後撰にまさたゞがとのゐものをとりたがへて。大輔が許にもてきたりければ。大輔「ふる里のならの都のはじめより。なれにけりともみゆる衣か」。返し雅正「ふりぬとて思ひもすてじから衣。よそへてあやを恨もぞする」。また年山紀聞に。赤染衞門家集に。かたゝかへに來たる人の。とのゐ物を出したれは。つとめていひたる「よやどりの朝の原の女郎花。うつり香にてや人はとかめむ」。返し「宿かせは床さへあやな女郎花。いかて移れる香とかこたへん」。宇治拾遺に平貞文か。本院侍從か局へしのひたる所に云。つぼねに行たれは人出きて。上になれは案內申さんとてはしの方にいれていぬ。見れは物のうしろに火ほのかにともして。とのゐ物とおぼしき衣ふせごにかけて。たきものしめたる匂ひ。なへてえならず云々。」宿直物の事。此外にも書拔おき侍りたり。かされて探りいてゝしるすへし。たゝ夜着の事なり。しかるを禁中にて。殿上人の宿直する名をしるしたる札を入たる袋なる故に。とのゐ物の袋といふといふ說は。無下に物よまぬ人の作り言なり」。貞丈雜記に。とのゐ袋といふは。夜具を入る袋也。今番袋と云物也。とのゐ物とは夜着の事也云々。拵樣の法式もなく。上さしをする迄の事也。此事を世に知る人少し。云々上ざし袋を夜具入る程に。大にぬひたる也。」なほ同書に。とのうものと云は。今の夜着の事也。又おんそとも云也。とのゐ物には袖の下おくびあり。雨の脇に六七寸のふさを付る也。婿入記にあり見合すへし。後鬧は武雜記の貞丈抄に記し置也。こおんそと云は。これまきの

の事也。常の小袖の形にて。ゆきたけをば長くする也。とのゐ物の一名をおんそと云。とのゐ物よりは。ちいさき故小おんそと云也」とあり。以て其樣を知るべし。

トバク　賭博。(バクエキを見よ)

トパース　黄玉石の。我國に發見せしは近年のとなり。鑛物學士比企忠の談を時事新報に掲けし處左の如し。【トパースの發見】美濃國惠那郡は。古來水晶の産地にして。中にも高山村と稱する地には。有名の錫鑛あり。古來其採掘を業とするもの少なからずといへど。其方法は他の錫山と異りて。山を掘り。又岩を穿つに非ず。此邊數十里の間。一帶に連る山脈の脊骨たる數千丈の花崗岩は。幾千萬年の昔より。雨に曝され。地震に逢ひ。幾千度か天變地異に逢遭したる結果として。其分子自然と崩れ。四方の谷々へ流れ込みたる其後に。輕きは流れ。重きは沈みて。殘りたるもの川々谷々の底。一面に沈澱せり。是れ即ち錫鑛にて。維新前までは。其採掘急ならざる爲め。此邊の川々は其底一面に鏡の如くなりしといふ。就中天川。木積澤川及び其枝流には。此錫鑛の沈澱する者多きが故に。維新後錫の價騰貴したると。又採掘の自由なるより。村民益〻之を採るに至れり。然るに此高山村は。斯く錫山の盛大にして。其採掘の容易なるに比べては。此邊の名物たる水晶の産甚だ少く。時として錫と共に川底より之を掘出す事あれど。其形孰れも全からずして。殊に稜角は摩劍せられ。且つ透明ならざるが故に。餘り珍重されざりし。明治十七年の夏。一農夫高山村字木積澤の畑を掘り反したる鍬の先に。ガチリと音して一塊の水晶出でたり。農夫喜んで持歸り。之を知人に托して。或る鑑定家に見せたるに。是れぞ水晶の堅きものには非ずして。外國人の珍重するトパースなりとの鑑定附きぬ。されどトパースとは何物か合點往かず。買手がいふ儘の代價にて賣却せるに。此村の近傍に住める高木勘兵衛といふ人。早くも此奇石に注目して。是れより八方に手を廻し。此のトパースを買集めては東京に出し。神田小川町に玉屋と稱する店を出し。西洋形の細工を施し。襟飾又は婦人の指輪用等に製造して發賣せるに。ダイヤモンドと思ひ購求したるも多かりしとか。人通り多き神田小川町の店先に。かゝる珍奇の寶石列べられたれば。人目を惹く中にも。最初之に注目して。遂に我鑛山社會の問題と爲り。錫山の研究旁探檢に赴きしは。和田維四郎にして。夫れよりは毎歳の如く。大學の學生等之を調べに赴く爲め。村民等もトパースの高價なるを悟り。現今は最早大に價を上げて賣惜むのみならず。實際其産出も大に減少せりといふ。【所在】この美濃の高山は。中仙道中津川より三里許りの奥にして。從來は錫と共に川床より拾ひ上げたる事もあれど。今は此川床の錫鑛も。大概は採り盡したる爲め。村民は往古川床たりし田圃の底を掘り返して。數尺の下より錫鑛を採拾すると共に。又時々トパースをも掘り出せど。斯の如く田圃または川底にあるは。數千年の昔。錫と共に流れ出しものにして。眞の所在は。此邊の山脈中なる花崗岩中に。脈を爲して存在し。長石。水晶。錫鑛。螢石。雲母。綠桂石。青玉。電氣石。砂金等と共に。岩石中に包含せらるゝところ多し。此外近江國栗太郡國の津の近傍山中よりも。近來之を發見し。伊勢國員辨郡石榑南村の川床よりも。稀に之を出す事あるよし。

トバリ　帷。また帳と書す。其の種類多し。帳臺の事はチの部に出せり。明治二十七年十一月二日の時事新報に記す處詳しきを以て。爰に抄す。云く。【百子帳】と云へるものありて。江家次第。大嘗會御禊篇に。百子帳より入御云々のことを記せり。こは唐の製に倣ひて作れるものにて。事物類聚に。榊木を撓め曲げて帳の骨を作り。之を用ふる時には骨を帳り開き。又用ひざる時は骨をゆるめ。疊みて置くやうに作りなせるものなり。今世に用ふる保呂蚊帳の骨の如し。其骨の如く。其骨を張り開きて。上に青氈の帳を覆ひ掲げるなり。惣體圓くして形ち高く。上尖りたるものと見ゆ。この百子帳の名は。其骨子の數多くある故に。かくは名づけたりと見えたり。【帷】は安齋夜話にたれぬのと訓し。家の入口に張る幕のやうなるものなりと云へり。製は上部横幅一條の切地もて袋縫となし。其下方に竪切れを幾條となく幅程に繼き合せたるものにて。色は無地又は黑白段垂になれるものもあり。支那の門帘も。矢張帷の製に同じく。只横に渡せる切れ地は。其下の竪切れのものと。別々に製しあり。先づ帘を張て後。この横切の垂れを掲ぐるなり。こは欄間と帘との間開くをあるを以て。此垂れをもて覆ふなるべし。我邦の帷帳も元は此製なりしを。後世略して共に縫ひ合せたるものなりとぞ。蓋し此帷帳又は門帘の製こそ。今用る暖簾の製に最も近きものにして。彼の庇に短き暖簾と長暖簾と合せ掲ぐるを見ても。其起源の此に在ることを知るべし。【幃】は帷と同じやうのものにて。只上部に横幅の切れ地の繼合せなきものなり。故に縫目は竪に繼合せたるのみなれば。今の長暖簾と同じ製になれり。【戸帳】と云ふも亦之に同じく。伊勢兩宮の瑞籬門には。無地のものを張り用ひ。又京都の加茂。祇園。大和の春日等の神社は。祭日に朽木形或は蝶鳥紋等の模樣あるを用ひて。樓門の裝飾となせり。其他寺堂の佛像の前にも。御戸帳と稱する者を掲げ。又【襖】と云ふもの。古製は布帛の垂れにして。座敷

の間の取合に之を用ひたるが。夜の被ひものにも亦ふすまの名あるを見ても。總て覆ひ被らすもの。見隱しの用に當てたるものなれば。ふすまといへるを知るべし。【壁代】も締の製に同じく。壁に代用せるより此名あり。こは御帳臺の後ろに垂れ揭げ。又は御簾に添へて垂れたるもあり。其製は白綾竪幅のものを縫合せ。上部には袋乳を付して檜の卷木と稱へ。鎗の柄の如き棒を差入れて揭ぐるなり。垂れ絹の長は九尺許もありて。橫幅は簾と相稱ふやうに製す。又壁代には紫色平縫の紐を付け。帳の紐と同じく蝶鳥の胡粉畫あり。又白絲にて模樣を繡せるもあり。この紐は御簾と壁代と共に捲き上げる時には用ひず。直ちに釣に掛くるなれども。壁代のみ捲く時は。この紐にて結びおくの用あるなり。【幕】は人も知る如く。橫に長きものにて。白紺地等の布を。段々に一文字宛五筋に縫合せ。之に上耳二十八と。上下四隅に四つの乳とを附し。捻じ紐を乳に通して揭ぐるなり。幕には家の定紋三つを染め。又物見の穴三つを開き。穴の兩側には各々力革をつけ。昔し山野等に陣を張り。又は宴を設くる時などには。幕串を立てゝ之に結付け。二張も三張も橫に長く繼ぎて張りたり。但しこの定紋を付すること。竝に物見穴の側に力革を付するは。暖簾の製に同じく。京都邊の舊家には。今も此暖簾を用ひ居るものありと云ふ。能舞臺端掛に揭ぐる【鈍帳】又は歌舞伎の幕の古製は。二枚にて中央より切れ。兩方へ引き分けて開きたり。色は。柹色。黑。淺黃等にて。座の定紋を白拔に染め出したるものなりし。又芝居には天幕。水引幕。とや幕。膝隱し等樣々のものを用ひたり。支那內地の市街には。兩側の屋根と屋根とに。天幕やうのものを張り亘し。之に何々號何々堂と。各々家名をしるして目標となすの風ありとぞ。【幔】は幕と同じ用に供すれども。古へは小鷹狩に限りて用ひたりしと云へば。這は必ず幕串に結び付けしものにて。軒等に揭げたるにはあらざるべし。故に其製は四隅に紐のみを付けて。上耳に乳なく。竪幅の布を縫合はせ。上下は橫幅一條の布にて耳袋を付し。其兩端を長く延して紐となせり。色は五色段々なるが多し。又軟障と云ふもの。安齋隨筆に見えたり。是も幔と同樣の製にして。四方紫色の緣を取り。中の布は白地に松の彩色繪あり。上下の耳紐は綾を疊みて之も紫色なり。【几帳】は今用る所の衝立障子と用を同うし。臺に柱を立て。之に帳を揭げ。紋綾又は緞子の布地にて製す。帳帷の內にても。最も美麗なるものなり。禁秘抄淸涼殿の條に。五間帳と云ふものを記し。其註に四面几帳を立つ。夏は胡粉もて花鳥の模樣畫きしものを用ひ。冬は朽木形の模樣のものを用ふとあり。朽木形とは冬の景にて。朽木を畫けるをいふなるべく。左れど這は帳又は壁代等を指せるものなれば。古へは帳も壁代も總て几帳といひたるならん。又差几帳と云ふものあり。十二月御內侍所の御神樂に行幸の節など。二人の童子をして几帳を翳させ。又女房の行く時にも。左右の童女をして之を捧げ持たせ。顏を隱して行きしと云へば。這は步障の類と知るべし。枕几帳は。臥床の側に用ふるものにや。四尺の几帳三尺の几帳など。淸少納言の草子に見えたれば。大小數種ありと覺ゆ。又【袖几帳】と云ふは。別に几帳の製法あるにはあらず。人をも見まじ我をも見られまじとて。袖を顏におひたるが。几帳立てたる如くなりとの形容詞なるべし」とあり。以て其の大概を知るべし。

トヒヤ 問屋は。今卸賣をなす商人を云ふ。問屋の字義は小賣商の之に就きて若荷を問合する故の名なり。然れども船問屋のみは古への字義を變ぜず。問ふ家の意味に用ひたり。然れども問屋といふに種々の別あり。農政座右に云。賦役令に。帳驛子免二徭役一と云ふものなるべし。庭訓往來に。浦々問丸同以二割符一進二上之一。任二倣散一運二送之一とあるもの。今の諸商貨物運送の問屋なるべし。松藩捜古に慶長十五年に。問屋甚之丞と云ふあり。寬永元年。小田原村問屋職なども見えたり。水戶にもあり。驛所には必すあり。其外川岸問屋。又貨物の問屋あり。何年よりあることなるか詳かならず。」武州文書多摩郡關戶村。天文二十四年に商人とゐ屋の事。又商人道者問屋のととあり。また嬉遊笑覽に。とひやは。庭訓に。湊々替錢。浦々問丸同以二割符一進二上之一とあり。替錢は。抄に。田舍より替して約束の津にて取ないふなり。問丸は和名抄に邸今案俗云津屋此類也。古停二賣物一古取レ貨處也と云是なり。つやとは集屋の畧といへり。丸は今俗にはしたらぬを丸といふは是なるべし。然るを小栗賀記に。古へ家號を丸と呼ふ。今の屋の如く稱す。故に問屋を問丸と云ふ。船の號に何丸と呼ぶも。其遺言なりと云るは非なり。何屋といふを何丸といひたらば。此外にもいくらもあるべけれど。何丸といふこと聞えず。凡そ丸と稱するもの。城廓はその差圖圓くするもの故なるべし。舟にいふは。古へ舟に官位を賜りし事などもありて。人の名のごとく呼べるものなり。そは舟のみならず。猿まろ。爺まろ。犬の名に翁丸等。何にも丸を付て呼るあり。問丸も此義と同じ。問は上にいへる如く。つとひの略なり。津をつといふも物の輻湊する處なればなり。集の字津ともいへり。親元日記。文明五年紙問丸九郎三郎光次。西國紙商人問屋事。祖父孝願以來。于レ今無二相違一。萬一雖二競望輩一。由緒之上彌不レ可レ有二其煩一之由。可レ頂二戴御奉書一之由。また文明十一年。御材木問丸孫二郎國弘。四條道場材木代三百廿七

貫餘。内長綠四年百拾餘貫返濟。相殘分無二沙汰一云々」などあり。かく問屋にのみ丸といへり。今俗はしたならぬ物を丸といふは。缺る處なきにて稍異なり」とあり。

扱商業問屋の沿革は東京商法會議所要件錄號外附錄に。舊江戸問屋沿革概畧と題して詳細なる報告あり。今玆に抄出す。云く。夫れ問屋の名稱は其由て起る所を詳にせずと雖とも。想ふに問屋なる者は製産者竝に販賣者の中間に立ち。其貨物を授受するの媒介にして。各販賣者は之に就て貨物の有無を問ひ。其買入を之に托するの情況あるを以て。竟に此名稱を來たせしものヽ如し。然れとも往時問屋は壟斷專取の權を有せず。又販賣者か其貨幣を産地より直買するを禁するの制なきを見れは。此問屋なる語は。當時其賣買を廣大にする巨商に冠らすの名稱に過きざりしを知べし。蓋し按するに明曆。正德年間江戸に於て問屋の連合を定むるの制ありと雖も。能く記錄の徵すへき無きを以て。暫く享保以後より其沿革の大要を略叙せんとす。而して先つ玆に寛文年間の市檄兩通を記して。以て當時市政の一斑を示すは亦無用に非るへし。卽ち左の如し。「〇寛文元辛丑年閏八月二十七日町觸「覺」。町中諸商人賣買物掛仕出入有之訴訟に罷出候とも。自今以後掤申間敷候間。此旨相守可申候。但諸問屋方より賣掛申儀は格別之事に候間。相滯候はヽ可申出事。閏八月。」〇寛文三己卯年九月十日町觸。町中諸問屋賣掛仕候者。其時々帳面に買主の名を書付。印判を取置可申候。問屋方より通帳遣し候はヽ。通ひに合印判致遣可申候。惣て賣掛之儀跡々度々相觸候通り少しも違背仕間敷候以上。寛文三年九月十日。」〇享保六辛丑年。幕府諸問屋連合の制を定め。其種類を區別して之を十組問屋と稱し。其會所を西河岸町に置き。市民茂十郎なる者を擧て之か頭取に任し。公務を辨し專ら米穀買儲の事を管せしむ。今此に享保度の市檄三通を揭け。以て參考に供すると如左(當時十組問屋會所を三橋會所と稱し。又十組問屋に室町第三街の地若干を賜ひ。而して連合に與かる者貸地銀を分有せりと云ふ。」〇享保六辛丑年九月二十日町觸「覺」。一竹丸太。一葭。一葭簀。一苫。一菰。一繩。一筵。右之品々。商人共へ先達て申渡候。問屋。仲買。小賣三通に組合致。帳面奈良屋所へ差出候樣申渡置候間。其町々名主支配切に猶又申渡候組合帳面差出候哉。未差出候哉。念入吟味致。右之譯來二十二日奈良屋所へ名主支配之返答可被申來候。少しも遲々有間敷候以上。」〇享保六辛丑年十一月十一日町觸。此度被仰出候吳服物諸道具書物類は不及申。諸商賣物菓子類新規之事御停止之儀先達て申渡候通り。就夫諸色同商賣之者共仲間を極。月行事を相定。新規之品若し拵出し候はヽ。互に致吟味新規之品も有之候はヽ可訴出候。但新規書物之儀は追々可申聞候。」一京都。大阪其外所々より心得違。新規之物差越候はヽ。元々へ相返し。無據仔細も候はヽ是又可訴出候。」右之通仲間を極。月行事を定。互に致吟味候上。自然新規之物も有之。隱賣仕後日に相知れ候共。其商賣へ組合之仲間之者不吟味之筋を以。急度過怠可申付候。月行事之者別して入念相糺。違犯無之樣可仕候。」〇享保六辛丑年十一月二十三日町觸「覺」。一諸商人諸職人組合相極め。月行事相立新規之品巧出し不申樣に被仰付候間。先達て申渡組合帳面差出候に付。其月々之月行事名前月書付可差出事。」火事以後直段二割。三割之外高利取申間敷儀に付。竹丸太。葭。葭簀。繩。苫。筵商賣人組合仲間相定。月行事相立吟味可仕旨被仰付候に付。毎月相場九日。十五日。二十五日右三度宛差出可申候。尤月々之月行事之名前月書付可差出候事。」先達て組合候者共之外。新規に商賣に取付候者有之候はヽ。可爲越度候。」同商賣にて仲間に入不申組合へ入不申候者有之候はヽ。仲間之者共より相改可申來候事(但し仲間へ入不申候同職之者有之。仲間之者相改以後自分了簡を以て。商賣相構候事抔不仕。左樣之者有之候はヽ其者名前竝住所承屆可申來候。」先達て組合へ入候商賣人。職人家職相止候歟。家職致し替候か又は所替致し候はヽ。其者相屆け帳面なをし可申事。」先進て組合候商賣人。職人にても人數限り候事にては無之候間。新規に商賣に取付候者有之候はヽ相屆候上。勝手次第商賣可致候。尤同職人より妨申間敷候事(附商賣致し替候事も同前に候事)。右之趣共有之候はヽ。早速奈良屋所へ可訴出候。」〇文化五戊辰年十一月。十組問屋三橋(永代橋。新大橋。大川橋)の修築を永代請負はんことを請ふ。幕府之を許す。是れ蓋し三橋會所の名稱ある所以也。同年十二月 毎歲冥加金八千百五十兩を輸納せんことを請ふ。亦之を許す。」〇文化七庚午年。新に毎歲數項の冥加金合せて二千五十兩を輸納して。問屋の業を營まんと請ふ者あり。因て之を許し十組問屋と連合し。其業を營ましむ。爾來每歲一萬二百兩の輸納金ある所以なり(十組連合輸納の分八千百五十兩。新連合輸納の分二千五十兩)。」〇文化十癸酉年。十組合仲間嘗て公務に服事し。江戸。大阪の連合を密にし。米穀買備の事に盡力したるを以て。幕府殊に之を賞し。更に從來の仲間總員をして株式を擁せしめ。以て其營業を保護す。而して其冥加金額は舊制に依り變更する所なし。又更に六十五の新連合を結ひ。菱垣廻船積仲間と稱し。各問屋の定員を限り新に加入を許さず。又問屋たらさる者の産地より直買するを禁す。而して其犯則者を處分する等の事は。一に之を

町奉行に委す。今玆に當時の制定に係る。菱垣船積仲間十組諸問屋類目。及其冥加金額を併記し。以て參考に便すること左の如し。

菱垣船積仲間十組諸問屋類目及冥加金額

一薬種問屋	一ヶ年冥加金高金		二百兩
大傳馬町組			
一薬種十組問屋	同	同	二百兩
一疊表問屋	同	同	三百兩
一下り糠問屋	同	同	二百兩
一水油問屋	同	同	五百兩
一繰綿問屋	同	同	千兩
一瀨戸物問屋	同	同	二百兩
一木綿問屋	同	同	千兩
一釘鐵銅物問屋	同	同	四百兩
一打物問屋	同	同	百兩
一藍玉問屋	同	同	二百兩
一蠟問屋	同	同	百兩
一錫鉛問屋	同	同	五十兩
一船具問屋	同	同	三十兩
一繪具染草問屋	同	同	百兩
一紙問屋	同	同	三百兩
一線香問屋	同	同	百兩
一鰹節鹽干肴問屋	同	同	百兩
一雪蹈問屋	同	同	百兩
一竹皮問屋	同	同	二十五兩
一江州城州茶問屋	同	同	五十兩
一眞綿問屋	同	同	百兩
一通町組内店組小間物諸色問屋	同	同	百五十兩
三拾軒組			
一下り蠟燭問屋	同	同	十兩
一下り蠟燭問屋	同	同	三十五兩

丸合組			
一小間物問屋	同	同	四十兩
同			
一針問屋	同	同	十兩
同			
一筆墨硯問屋古組	同	同	三十兩
同			
一煙管問屋	同	同	二十兩
同			
一白粉紅問屋	同	同	二十兩
同			
一扇問屋	同	同	十兩
同			
一筆墨硯問屋新組	同	同	三十兩
茅町組			
一雛人形手遊問屋	同	同	二十兩
一扇問屋	同	同	二十五兩
一草履問屋	同	同	二十兩
一干鰯〆糟魚油問屋	同	同	二百兩
一古手問屋	同	同	五十兩
一奥州筋船積問屋	同	同	二十兩
一色油問屋	同	同	三十五兩
一壹番組二番組塗物問屋	同	同	六十兩
一菅笠問屋	同	同	十兩
一廻船下り鹽問屋	同	同	四十兩
一下り鹽仲買問屋	同	同	六十兩
一絲問屋	同	同	五十兩
一下り酒問屋	同	同	千五百兩
一大阪足袋商人	同	同	十五兩
一生布。海苔。苧。屑苆問屋	同	同	五十兩

一蕨繩問屋	同	同	七十兩
一煙草問屋	同	同	三百兩
一鍋釜問屋	同	同	百五十兩
一下り傘問屋	同	同	百五十兩
一水油仲買	同	同	百五十兩
一麻苧問屋	同	同	百五十兩
一吳服問屋	同	同	五百兩
一醬油酢問屋	同	同	三百兩
一明樽問屋	同	同	七十兩
一丸藤問屋	同	同	十兩
一下り素麪問屋	同	同	三十兩
一綿打道具問屋	同	同	二十兩
一茶問屋	同	同	百兩
一人參三臟圓渡世	同	同	二十兩
一定飛脚問屋	同	同	五十兩
一菱垣廻船問屋	同	同	百兩
一菱垣廻船沖船頭	同	同	二百兩
以上六十五組　合計	同	同	一萬二百兩

右は本文に示すが如く。文化癸酉十年更に株式を受け。冥加金を輸納して營業する者にして。所謂十組問屋と稱する者なり。蓋し當時の制を按するに。町年寄なる者其名員簿を保管し。此等の中嗣產。改名。移轉等のことある時は。先つ之を町年寄に具申して。其指令を得ることとし。其新に加盟するを許さす。而て若し破產する者ある時は。連合の者をして其虛株を擁せしめ。適當の者を撰て之を讓與し。其定數の株式を保存せしむる者とす。後天保十二辛丑年十二月問屋等私曲の事あり。乃ち冥加金の輸納を止め。連合制を廢す。是より賣買全く自由に歸し。復制限なし。嘉永辛亥年又竟に舊制に復す。今玆に文化十癸酉年三月二十九日。町年寄より名主へ申渡したる書面の寫を附記して。以て參考に供することを左の如し。

文化十癸酉年三月二十九日。名主共へ町年寄より申渡し寫。

申渡　菱垣廻船積仲間。十組諸問屋行事

本町三丁目惣兵衛店

吉兵衛外百十八人

十組積仲間之儀。是迄御用向出精相勤。米穀買保千萬之儀。御當地大阪共。組內申合骨折候趣相聞え。一段之事に候。此度取締之爲當時有來候。右仲間千九百九十五人に株式預り置。株札銘々相渡。向後新規加入は難相成候。萬一身上仕舞候者有之節は。仲間へ株式預り置相應之者を組內にて見立。讓受相賴候積可致候。」右之通申渡候間。彌出精永續御用向相勤可申。株札之儀は町年寄樽與左衛門。同吉五郎。頭取杉本茂十郎へ申談受取之。紛敷儀無之樣可致候。酉三月。」前書之通。昨二十八日南御役所に於て。兩御奉行所御立合之上被仰渡候間爲心得申渡候。組々不洩樣早々可申通候。」文政二己卯年六月十組頭取杉本茂十郎罪に坐せられて職を免す。是より先き文化六己巳年十月茂十郎善く職に適ふを以て。幕府特に官糧三口を給し。冒姓を許し。其精勤を賞す。爾來町奉行附用達十組頭取と稱し。地割役に亞き猶舊職に依る。十年癸酉株式制定の際。亦た與つて力あり。終に此に至て其職を罷めらる。蓋し私曲發覺するに由るなり。茂十郎擯黜の後幕府復た更に頭取を置かす。町年寄をして問屋を直轄せしむ。而して其賣產等事の重大に係るものは。之を町奉行に稟申して後之を允准することとす。其他嗣產。改名。改印。移居等のこと皆町年寄の專斷に任す。」○天保十二辛丑年十二月。問屋等の輸納金を止め。仲間株式の制並に仲間組合の稱を廢し。賣買上の制限を解く。此に於て組合全く崩解し。復た舊觀を存せさるに至る。蓋し此令の發するや問屋等其株式を奇貨とし。種々奸曲を行ふを以て其惡弊を矯正せんとするに由るなり。玆に天保度の町觸並に申渡書を列記して其顚末を示すこと左の如し。」○天保十二辛丑年十二月十三日町觸。」菱垣廻船積問屋共より。是迄年々金一萬二百兩宛。冥加上納致來候處。問屋共不正之趣も相聞候に付。以來上納に不及候。尤向後右仲間株札は勿論。此外共都て問屋仲間並組合抔と唱候儀は不相成候。」一右に就ては。是迄古船に積來候諸品は勿論。都て何國より出候何品にても。素人直賣買勝手次第たるへく候。且つ又諸家國產類。其外總て江戶表へ相廻し候品にも。問屋に不限。銘々出入之者共等引請賣捌候儀も。是又勝手次第に候。右之通。問屋共に不限。町中不洩樣早々可觸知もの也。右之通鹽町御奉行所被仰渡候間。問屋商賣人は不及申。町中家持借屋店裏々迄不洩樣早々可相觸候。」○天保十二辛丑年十二月二十二日。重下名主共へ申渡書寫。菱垣廻船積荷物之儀。規定有之候處。此度問屋組合等令停止。諸品素人直買勝手次第之旨申渡候に付ては。菱垣樽船積荷物之儀も向後是迄之規定に不拘。荷主。船主。相對次第。便利之方へ積込。

無差支樣迚迄可致候。尤菱垣之方は文政之度。紀伊殿より貸渡有之候天目船印。差障候儀有之候間。以來相用申間敷。右船印早々紀伊殿へ返上可致候。右之通元十組問屋共菱垣廻船問屋。樽廻船問屋共へ被仰渡候間。此旨名主支配にも不洩樣。早々可申通候。」嘉永四辛亥年三月「更に文化度十組問屋連合の制を復す。蓋し冥加金輸納の事に及はざる也。初め天保十二年組合の制を廢し。賣買を自由に歸せしより。市場の物價忽ち平準を失ひ。爲に貿易澁滯し。四民困難する者不少。此に於て遂に復た舊制を用ふ。然れとも此制や一に文化以前の種目に基據して定めたるものなるが故に。爾後創立の問屋にして。或は此に加入するを得ざる者あり。又此等再興の問屋は更に小額の冥加金を輸納せんとを請ひ。其三四項の許可を得たる者あり。之を要するに其全體の組織に於て。殊に變更する所なきか如しと雖も。蓋し亦改良其宜を得たる者と云ふべし。爾來此等の問屋は各自捺印の名員簿を製し。併せて其規程竝に連合の手續を記載し。之を町年寄に開申し。嗣産。賣産。移居。改名。改印其他萬般の事悉く之を町年寄に稟請して。一に其指示に從ふをとし。又更に協同の規則を設け即ち行事なる者を置き。半年若くは一年を以て交代の期限と定め。交番を以て其共同事務を管掌せしめ。兼て公私に服事せしむ。而して此行事の制たる未た盡さゞる所あり。往々有名無實の形蹟無に非るを以て。後更に行事を廢し。總代なる者を撰て行事の實務を擔當せしむ。又問屋の中一人にして數業を經營せんと欲する者は。各業連合組合に就て其業を兼營せしめ。各其業務上の義務を負擔せしむ。今玆に嘉永年度の市檄二篇。竝同年度再興問屋の類目を詳記して以て問屋再興の事蹟を證するを左の如し。」嘉永四辛亥年二月二十九日町觸寫。組々世話掛。諸色掛名主共○去る丑年菱垣廻船積仲間問屋共より冥加金上納致來候處。問屋共不正之趣も相聞候に付不及上納。向後諸問屋仲間組合停止被仰付候處。春以來商法相崩諸品下直にも不相成。却て不融通之趣相聞候に付。此度問屋組合之儀都て文化以前の通り再興申渡。猶以冥加金上納之御沙汰は無之候間。其旨を存し。諸物價際立直段引下け。〆賣。〆買は不及申。品劣り掛目減等之儀無之。一切正路に賣買可致候。且つ新規仲間加入之節。多分之禮金振舞等爲致候儀は御法度之趣。前々御觸有之。享保度諸職人諸商人組合取極候節も。新規商賣取付候者有之節。同渡世之者より妨申間敷段。申渡も有之儀にて。藥種問屋。兩替屋。陸鳥問屋。水鳥問屋。脩問屋等之類。人數を被定候儀は有之候得共。其餘新規に商賣相始候儀を被禁候儀は無之候間。此段問屋組合再興申付候迚。文化年度の如く株札等相渡候儀には無之。

人數の増減共勝手次第之事に付。不筋之申合手狹窮屈之目法相立候儀は決て不致。併其渡世柄に依り。無據人數不定候ては差支候儀有之品は吟味之上明白に其譯れ無之候ては。容易に難聞濟儀に付。其段相心得文化度以來之商法に不流。質素儉約を第一に致し。諸事奢侈僭上之儀無之樣相愼。深太平之御仁德を奉仰。分々之渡世永續致。御城下に安住致候冥加之程を相辨。四民暮し方便利之義を厚く心掛。賣直に産業を營候樣可致。此上心得違一己の利得に迷ひ。申渡を不相用者有之候はゞ。召捕遂吟味。嚴重に御仕置申付。仕儀に依り家業取放候間。不取締之儀聊無之樣。精々厚可申合候。右之通申渡候に付ては。問屋組合共都て前々に不拘。現在之姿を以。取調方其方共より當月限り町年寄月番へ可申立。尤仕入等不致。受賣致候小前之者共相除候儀は勿論之儀に付。右等の處紛敷儀無之樣取調可申立。其上篤と穿鑿を遂。夫々可及沙汰間。夫迄は諸商人諸職人共同當之振合に相心得罷在。右申渡候前。家業筋に付。何事も訴訟申出候儀。若心得違及出訴候者有之候はゝ。町役人共申事たるべく候條。其旨能々可相心得事。右之通於町御奉行所被仰渡候間。此旨町中不洩樣早々可相觸候。」○嘉永四辛亥年十二月二十七日町觸寫。」去る丑年問屋組合仲間停止の節。菱垣廻船に積乘の諸品々は勿論。都て何國より出候何品にても。素人直賣買勝手たるべき旨。觸置候處。今般問屋調之上再興相成候分は。都て素人賣買不相成候間。如前々可相心得候。一諸家國産の類。其外江戸表へ相廻候品々問屋に不限。銘々出入の者共引受賣捌候儀も勝手次第之旨觸置候處。是又調之上問屋組合再興相成候分は。前々の通り筋問屋へ相拂可申候。右之通町中不洩樣可被相觸候。右之通御書付出候間。町中不洩樣入念早々可相觸候。

嘉永度再興問屋類○呉服問屋○木綿問屋○繰綿問屋○眞綿問屋（通町組内店組小間物問屋○絲問屋○通町組小間物問屋の內丸合組○雛屋一番組。二番組。茅町組等あり○大傳馬町組○藥種屋○本町組○藥種問屋○紙問屋○蠟燭問屋○下り蠟燭問屋○瀨戶物問屋○地掛り蠟燭屋○塗物問屋○蠟燭燈心問屋○表店組疊表靑莚問屋○堀留組疊表荒物問屋○新堀組荒物問屋（住吉組荒物問屋○茶問屋一番組。二番組あり）板木屋○藍玉問屋○大工道具打物問屋○地漉紙仲買○干鰯問屋○石問屋○釘鐵銅物問屋○石工見世持○廻船下り鹽問屋○水鳥問屋○陸鳥問屋○糖問屋○下り雪踏問屋○下り水油問屋○下り水油問屋竝仕入方○地廻り水油問屋○水油仲買○魚油問屋○髮油問屋○下金買屑金吹○七組肴問屋○四日市組小船町組鰹節問屋○乾物問屋○兩替屋。定員あり増減なし。蓋し天秤に定數ありて新造を得ず。

若し兩替屋にして廢業する者ある時は。其天秤を町年寄の許に保管し。新に開業せんと欲する者は。町年寄に請ふて之れを受け。然して後營業するものとす。是故に濫りに開業することを得す。而して營業者は。冥加金として一挺に付金三分つゝを輸納するものとす○御堀浮芥定浚請負人○屋形船持。其船數に應し。持主に鑑札を附與す。」桶樽職人。是は月々其增減を檢査し。桶屋の戸數を以て桶樽役錢を徵收す。蓋し維新後之を廢す。」紺屋。藍瓶毎一口に役錢を課し。幕府の染物用達七屋五郎左衞門に給與す。維新以來之を廢す。」髮結。四十八組に分ち。之に鑑札を附す。而して其請願により。火の節。町奉行所。町年寄役場。牢屋敷等に趨き。消防を務めしむ。蓋し趨火鑑札を附與するとは。享保壬寅年に濫觴すと云ふ。天保度問屋廢し之際。其組合亦崩解したれとも。後嘉永度問屋再興の時。亦共に舊制に復す。是より先き明曆元乙未年八月。其鑑札の有無を調査して具申せしむるとあり。又萬治二己亥年正月。振賣商人髮結に符牌の制。蓋し此に原由す。」八品商賈人。質屋。古着屋。古着。小道具屋。唐物屋。古鐵屋。古鐵買。曆問屋。定員十一人とし。新に加入を不許。冥加として兩町奉行所の書册を繕綴しむ。」書物問屋○地本雙紙問屋○團扇問屋○花松問屋○紫根問屋○紫染屋○漆問屋○米仲買○下り米問屋○關東米穀三組問屋○地廻り米穀問屋○脇店八ヶ所組米問屋○河岸八町米仲買○雜穀為登組○同仲買○舂米屋。十八組に分つ○深川木場材木問屋○板材木問屋○熊野問屋○竹木炭薪川邊一番組○古問屋○番組竹木炭薪問屋○一番組炭薪問屋○炭薪仲買○同小問屋○味噌問屋○六組飛脚屋○紙煙草入問屋○下り酒問屋○地廻り酒問屋○元治甲子年。下り並に地廻り兩酒問屋をして。酒一樽毎に錢六匁を課し。冥加金として之を輸納せしむるの制を定む。其營業人の數に應し。之に株札を附與するとし。町年寄をして一切の事務を管理せしむ。而して問屋月行事をして。毎月入津の酒額を具申し。冥加金を輸納するの事を擔當せしむ。爾後明治四辛未年に至る迄。舊制に依り。年々冥加銀を輸納するとあり。然るに此年。政府釀造家に就て酒税を徵課するの制を定められたるを以て。右冥加金輸納を廢し。更に酒問屋中より年千五百圓を徵收するの旨を達せらる。而して下り酒問屋は。此後引續此金額を輸納せりと雖。地廻問屋は。別に若干圓を輸納せんとを請ひ。其許可を得たりと云ふ○地廻り醬油問屋○饂飩杜氏宿○豆腐屋觸次世話人○鑄物師○飼鳥問屋○廻船問屋○川筋の役船を供するを務む。即ち流罪人引船を出たし。又火術練習の時に當り。警衞船を備ふ。蓋し所謂番船なる者是也○番組人宿○辻番請負人(現今廢絶す)○大阪足袋屋○年々出府及歸阪する時豫め其旨を所管の町年寄に具申するとす○札差(フダサシの部に詳かなり)。○是は名題替の時。特に之を北町奉行所に稟請し。平常嗣産の如きは淺草猿屋町會所に具申して。町奉行所集會の日に於て。其事實を具陳し。然して後之を許否するとす。蓋し猿屋町會所なる者は。札差に金貨を貸與する事に付。一切の事務を管理せんか爲め。特に同所に之を設置するものなり。」右は本文に掲載するが如く。嘉永四辛亥年三月。文化度舊制に復したる。再興問屋の類目にして。特に冥加金を輸納するのことなし。然とも此制や專ら文化以前の法に擬り設立したる者なるが故に。其以後の設立に係る者は此に加盟するを得ざる者あり。蓋し此等再興の問屋は其名員簿を製して。之を町年寄に具申し。名題替。賣産。新加盟。改名。改印。移居。廢業の事。一に皆其指令に從はざるの制にして。此等の問屋なる者自ら其壟斷專取の權を占有するを得ざるなり。而して幕府は其業科を增減するを禁ずることなく其出入去就は一に其の本人の隨意に任す」とあり。【大阪鹽商】明治十八年二月二十六日官報に曰く。鹽商に問屋。仲買。小賣あり。問屋四拾貳箇にして。其の取引法たるや。問屋は荷主より積送る所の荷物を未だ陸揚せさるに先たち。船中にて受取り仲買人をして評價せしめ。價格取極りたる上、其現金と仕切書とを合せて之を荷主に渡し。其の口錢三分五厘を收入す(即百圓に付き三圓五拾錢とす。鹽荷口錢の他物より高料なるは手數を要すると多ければなり)。其荷主は自ら乘船し來るか然らされは必代理人を乘船せしむるものとす。」凡陸揚に先たちて價格を定むる所以は他なし。鹽荷は運搬する度毎に其量目を減するものなるか故に。船中に於て斯く取引を行ふなり。又仲買は問屋より買受けたる貨物を、市中に送り卸賣するものにて、其代價は總て現金なれとも。猶三日間は猶豫するとあり。又仲買より問屋への拂込は三十日間を期限となす。元來此の商に限り仲買は身元最菲薄のもの多し。是蓋問屋より仲買に賣渡すは勿論。其の他鹽を以て製造する商人(即造醬油。漬物屋。味噌屋の類)。及遠近諸國に取引し。又小賣人及需用者等に賣捌き。即問屋して仲買。小賣の業を兼ねたる者多ければなり。凡問屋は畿内其の他近江。伊賀。丹波等の諸州と取引すると最多く。其の賣込方は自身に得意先へ出張し。或は諸方より仕入に來るとあり。都へて取引の方法は。敢て物品をも見すして。唯其の銘標なとを以て價を定め。且取引上賣買端書(受取書)の類を用ふるとを要せさるも。積年の信用に依賴して未曾て間違等を生するに至らす。且又地方賣込の代金は掛賣

にして。甲月の金は乙月に取立つるを例とするなり。又仲買人は問屋の手を經ずして直に輸入の鹽を買込むときは。其の住所の町年寄に掛合の上。相當の過料金を出さしむるとあり」云々。

トブヒ 烽燧。（カゞりを見よ）

トホシヤ 通し矢。（サムジフサムゲムダウを見よ）

トホツアフミ 遠江。和訓栞云。とはたあふみ。和名鈔に遠江をよめり。遠つ淡海の義也。枕草紙の歌にしか見えたり。タとツは通音。つあ反た。はう反ふ也。萬葉集にとへたほみともいへり。今はとほたうみとよめり。皆音のつゝまりたる也。故に近江に對してしか謂ふなり。神名式磐田郡に淡海國玉神社みゆ。もと國に湖ありしか。永正七年に地震洪水の變ありて。湖海一に通ぜしより。今は名のみなりき。山つなみにて寶螺の出たるにや。今切の渡りといへり。もとは虎關の詩に。左海右湖同一碧。長江合含兩波瀾と作れり。此の國東海道に屬して。濱名。敷智。引佐。麁玉。長上。長下。磐田。周智。佐野。城東。榛原。山香。山名。豐田の十四郡あり。東は駿河に接し。南は大洋に臨み。西北は參河。信濃に界す。秋葉山は國の中央に聳えたる大山にして。其東北は重嶺攢峰信濃に連りて。殆人跡なきに至れり。高天神山は海濱に峙てる高山なり。其東に布引原。磐田原の廣野あり。御前崎（廐崎と云ふ）は。釘浦の南端なる岬角にして。外洋に突出し。一島其前に當れり。之を沖の御崎と云ふ。海を隔てゝ伊豆の岬。及志摩の崎と東西相對す。水程七十五里。此間此國に當るを以て。之を遠州灘と稱す。天龍川は信濃より來り。直に南流して。秋葉山の西麓を過ぎ國の中央を貫き。分れて大天龍。小天龍の二派となり。掛塚湊に至りて海に注ぐ。大井川は信濃の境より發し。南流して駿河の境を諠り釘浦に至りて海に入る。三日野川は天龍。大井兩川の間を過ぎ。大口。諸井を併せ。南流して海に入る。其地を福田の湊と云ふ。三方ヶ原は國中第一の廣野にして。天龍川の西に在り。南は海濱に亘り。西は濱名湖に連る。即ち古の引馬野なり。濱松の城市は原中に在る小都會なり。濱名の湖は西南隅に在る大湖なり。東西四里。南北五里餘。中に引佐。細江。猪鼻の湖あり。東は佐鳴湖に通して。西に高師山峙ち。風景頗る佳なり。古は湖水一條の川となり。海に注きしに。明應中其間の地一里餘地震の爲に陷り。潮水互に通ずるに至れり。因りて其地を今切と稱す。元龜二年。德川家康濱松に城きて之に住す。後ち駿河府中に移り。其臣をして之を戍らしむ。天正十八年八月。堀尾吉晴代て住し。其子忠氏に至る。慶長六年。堀尾氏滅び。松平忠賴代て此城に住す。同十四年十月。水野重仲之に代る。元和五年。高力忠房之に代る。寬永十五年四月。松平乘壽來て忠房に代る。正保元年二月。太田資宗。資次父子相襲きて。此城に居住す。延寶六年。青山宗俊來て太田氏に代り。其子忠親。其孫忠重に傳ふ。元祿十五年九月。松平資俊來て青山氏に代る。其子資訓襲て。此城に居住す。享保十四年二月。松平信祝來て之に代り。其子信復に傳ふ。寬延二年十月。松平資訓復た來て此城に住し。以て其子資昌に及ぶ。寶曆八年。井上正經來て之に代り。其子正定。其孫正甫三代相傳ふ。文化十四年八月。水野忠邦代て此城に住す。文政年間。井上正春來て水野氏に代り。子孫相承け。以て皇政維新に至れり。明治元年。德川家達を駿。遠。豆三國に改封するに及んで。此城また德川氏の有となり。明治四年七月。大澤氏の堀江と共に藩となり。廢藩置縣の制を定めらるゝに及んて。堀江。濱松兩縣となり。尋で十一月濱松縣一縣となり。九年八月同縣を廢し。靜岡縣に隷せり。明治二十九年三月法律第四十七號を以て。佐野。城東兩郡を廢し。小笠郡を置き。磐田。山名兩郡を廢して。其の一部と元長上郡の一部を以て。磐田郡を置く。又濱名郡。長上郡を廢し。元長上郡の一部と濱名郡の區域を以て濱名郡を置き。引佐。麁玉兩郡を廢し。敷智郡に屬せし一部を併せて引佐郡を置きたり。物産の重もなる者は。蜜柑。松蕈。納豆。鯔。鱵。葛粉。木綿。葛布。塗物等なり

ドムス 緞子は。もと舶來の織物なり。和漢三才圖會云。閃緞自二南京。廣東。阿蘭陀一來。而廣東爲レ上。有二大緞子小緞子之品一。地厚織文繁多。以堪レ爲二寢衣一。工藝志料云。天正年間支那の織工和泉の堺に來る。是より先京師の織業衰へて堺獨盛なり。是に至て支那織工緞子を製するの法を堺の工人に傳ふ。本邦に於て緞子を織ること此に始まる。京師の工人も亦これに倣て之を織る。既にして又京師の織工七絲緞を製す。亦支那の制を模すなり。多年を經て後京師の織工の製。遂に堺の上に出て。其の織出す所の數も亦甚多し。其の緞子に等級あり。分て上緞子次緞子と爲す。七絲緞は花章を織成す（緞子は花章を織成すものあり。花章無きものあり）。其の佳なるを上七絲といひ。次を次七絲といふ。歲月を經て益盛大に至り花章も亦益緻密に至る（緞子七絲緞は婦人多く帶と爲す）。○元文三年。京師の織工上野の桐生に來て。緞子を製するの巧を傳ふ。東國に於て緞子を織ること此に始る○天保年間桐生の人。石田九野といふ者あり。花章を製するの法を發明し。以て機上に施す。工人因て緞子を織る（七絲緞は製せず）。其の緻密なること京師に下らず。二重緞子。三重緞子をも皆能く織成すに至る。而して其の出す所の數も亦京師

に幾倍するを知らず○安政五年。桐生の織工木綿繻子を織出す。近年に至て其の製甚佳なり。

トムゼイハフ　噸税法は。明治三十二年三月。法律第八十八號にて始めて定むる所にして。外國貿易の爲め。外國に往來する船舶の開港に入港したる時は。其の入港毎に登簿噸税數一噸又は積石十石毎に五錢の噸税を徴す。又一時に十五錢の割合にて豫納したる船舶は。同港にて一年間噸税を納むるを要せずと制定せり。

トムデム　屯田。上代に屯田といひしは。則ち御田のことにて。御料をいふ。それを耕す者を田部といひ。其稻穀を收藏する所を屯倉。屯家などいへり。漢土にいふ屯田とは大に異なり。田部の屯集して耕種する故。屯田の字を塡めしならむ。なほ御料の條を併せ見るべし。延暦。弘仁の頃。屯田の名あり。これは田制篇に上古の屯田とは異なり。乘田或は墾田を割きて。鎭守府の儲に備へたる田なり。軍人の爲に定め置く所の田なれば。屯田と稱す」といへる是なり。其事蹟甚少し。類聚三代格卷十五太政官符云。應レ輸二陸奥國屯田地子一事。右被二大納言正三位紀朝臣古佐美宣一偁。奉レ勅。屯田地子。自今以後。宜下町別准二稻二十束一令上レ輸。延暦十五年十二月二十八日。」また嵯峨天皇紀云。弘仁三年七月癸酉。陸奥國言。屯田元二百町。伏望定二一百町一爲二鎭守儲一者。許之。」これはやゝ漢土の屯田に似たるものなり。我國北海道に明治八年屯田憲兵を置き事務局を設け。平時は開拓。訓練の二を併せ行ひ。兵村を組織し。戰時にありては戰鬪勤務に服する土着兵たり。日清戰爭の日七大隊に達したりしが。二十九年一月一日より第七師團を置き。徴兵令を施行し。屯田事務は北海道廳長官の軍事行政事務となれり。

ドムジキ　屯食といふ事。解釋一ならず。考古界第一篇四號(明治三十四年九月二十日)に黑川眞道の屯食法一篇よくこれを辨明せり。屯食といふもの中古朝廷はいふもさらなり。搢紳家等においても祝典儀式等の宴會のあるときは。これを庭上に列れて下部のものにたまふことあり。然るにこの屯食といふものそのかみ如何なる饗膳なりしか。これにつきては先達の注解もあれども三四種もありて未だ確說を聞かず。このごろ不圖一圖を見出したればいとうれしくてとりあへず諸書に散見せるものを抄出し。また先達の諸說をも揭げて。合せて愚考をも述べんとするなり。先づ例を示さば左の如し。【屯食諸例】河海抄卷一云。延喜七年二月十六日。當代源氏二人元服(中略)。深更大臣以下給レ祿。兩源氏宅各祝二屯食二十具一。令レ分二諸陣所々一。」○同書云。天慶三年新王元服日。屯食事內藏寮十具。穀倉院十具。(以上檢校太政大臣仰也調也)。衞門府十具(督仰調也)。左馬寮五具(督仰調也)。」○西宮記臨時卷五親王元服の條に云。春興殿西庭立二屯食三十具一。」○同書云。天慶三年二月十五日(中略)。日華門北掖廊下爲二酒部所一。屯食三十具。立二南殿庭馳道以東一。」○新儀式卷上。天皇遷御事の條に云。天皇暫避二本宮一。欲レ遷二御於他一先定二其便所一(中略)。內藏寮辨二備饗饌一。賜二王卿已下侍臣竝女房等一。又以二屯食一分二賜供奉宿侍一。」○北山抄卷四皇太子加二元服一儀の條に云。屯食(飯酒魚菜百具分有二東西版位南三許丈一。立レ之。中間相去五許丈。」○江家次第卷十七。東宮御元服の條に云。屯食百具(盛十五具。荒八十具)。開二長樂永安門一。運入立レ之分在二東西一。」○類聚雜要抄卷三五節雜事の條に云。大破子百九十六荷屯食十一具。」○中右記云。元永二年六月二日(丁丑)。午後天陰雨下御產五夜也(中略)。屯食舁二中門一○四日(己卯)。朝間天陰雨下晩頭雨止今夕七夜也(中略)。今夜之事公家所レ被レ行也。無二御衣竝威儀御膳一饗體三夜只同樣也(上達部殿上人座饗同夜者也)。屯食舁二立中門外一。」○台記別記云久安三年三月二十八日入道殿(忠實)。御賀雜事の條に云。」入道殿御供人。前駈二十前。石見國。小舍人所。政所。御廐。前車副。政所法師。已上屯食。一屯食三十具。殿下御庄々。盛二十具。荒十具。同書云。仁平三年十二月二十九日(中略)。饗竝屯食。二十六日。屯食十五具。福井三具。多田三具。弘井三具。椋橋東四具。岡屋二具。褒飯千果。五位百果。侍從池三百果。猪熊三具。石幡三百果。吉記云。壽永元年八月四日立后雜事の條に云。一屯食六十具(盛三十具。荒三十具)。別別二十具(盛十具。荒十具)。行事行隆朝臣(棟範)。玉蘂云。承元三年二十三日(陰朝日)。此日故攝政前太政大臣長女有二入宮事一(中略)。屯食分二給所々一。うつぼ物語(藏ひらき上一)云。かくて御うぶやしなひの三日の夜は。左大將殿し給(中略)。どんじき十ぐばかりにて。」○うつぼ物語(國讓下)かゝるほどに源中納言殿より。ひわりごたゝのわりご。どんじきなどいとおほうあり。○源氏物語卷一(桐壺)云。その日のおまへのをりひつ物。こものなど。右大辨なんうけ給はりてつかうまつらせける。どんじき。ろくのからびつどもなど。ところせきまで。春宮の御元服のをりにもかずまされり。」○源氏物語卷三十四(若菜上)。けふはなほかたことに儀式まさりて。所々の饗なども。藏つかさ。穀倉院よりつかうまつらせ給へり。とんじきなどおほやけざまにて。」○源氏物語卷三十六(柏木)云。五日の夜は中宮の御かたより。こもちの御前のもの。女房の中にもしな〴〵に思あてたるきは〴〵。おほやけごとにいかめしうせさせ給へり。御か

ゆ。とんじき五十具。所々のきやう院のしもべ廳のめしつぎどころなにがのくまゝで。いかめしうせさせ給へり。○紫式部日記に云。五日の夜（寛弘五年九月十五日）は。殿の御うぶやしなひ。十五日の月くもなくおもしろきに池のみぎは近うかゝり火ともを木のしたにともしつゝ。どじきどもたてわたす。」○安元御賀記云。是よりさきに獻物百捧中門の外の南のわきにたつ。屯食百荷おなじき廊の東の庭にたつ。○增鏡卷六（老のなみ）云。建治三年正月三日内のうへ（後宇多）。御かうぶりし給ふ十一にぞならせ給ふらむかし（中略）。とんしきろぐなどの事つれのことしとあり。さて【玉函叢說に屯食の事】委しく考られて屯食を賜ふ場合御賀。皇子御降誕。帝東宮の御元服。親王以下の元服。又女御參の家。五節の舞姬出しゝ家。凡人の賀。また一の人の春日詣などには賜はりし事。其の例を揭げて論ぜり。そは同書卷五屯食の條に云。いにしへも御賀（隆房が安元の御賀の記に。獻物百捧。中門より外のみなみのはきに立。屯食百荷おなじき廊のひんがしの庭にたつと見ゆ）。皇子御降誕（中右記元永二年皇子御降誕。五夜七夜屯食を中門の外に舁立といふ事あり）。帝東宮の御元服にも（東宮の御元服の屯食の事は已に本文にあり）用ゐられ親王以下の元服（資長朝臣久安二十年の記に。左大臣の息元服雜事の内に。屯食盛十具。荒十具とありて。末に屯食二十具兼日召二御庄一。今夕分賜之膳部雜色。「大夫殿方宇治雜色」御厩主殿所前栽作釜殿牛飼政所「大夫殿」已上件。所々相計分）。又女御參の家（玉葉に承元三年三月二十二日故攝政前太政大臣長女有二入宮事一とある條の末に。屯食分二給所々一とあり。吉記。壽永元年立后雜事の中に。屯食六十具（盛三十具。荒十具）。日別二十具（盛十具。荒十具）と有。五節の姬君いたせし家（雜要抄五節雜事の中に。屯食十一具）。凡人の賀（台記別記久安三年知足院殿の七十の算賀の事をしるせし中に。小舍人所御厩政所御車副政所法師已上屯食。一屯食三十具盛二十具と見ゆ）。又一の人の春日詣（台記一の人の春日詣の中に。屯食二十具。餘分二具。支配御車副八人二具。牛飼二人一具。神馬十八二具。神寶御仕丁十六人。三具御供仕丁七人二具居飼二十四人五具と見ゆ）などにも此物を用うる事日記ともにあなればむことりの所あらはしにはましてもちうべし云々と見えたり。以て屯食を用ゐる場合の大概を知るべし。」さて是よりは屯食といふものにつきて。先達の注解を揭ぐべし。

【屯食の義】和訓栞卷十八云とんじき。唐玄宗紀に頓食と見え。通雅に頓は是貪也置レ食之所曰レ頓といへり。貞丈雜記卷六。屯食の條頭書に云。屯の字あつむるとよむ飯を握りあつめたる也。三餘叢談卷一云。屯食。屯はアツムルト訓字なり。食はイヒなり。飯を屯たる義にて。今のにぎり飯の事をいふ。眞道按するに屯食といふ義に二義あり。甲は和訓栞に揭げたる說と。乙は貞丈雜記頭書及び三餘叢談に揭げたる說となり。今此の二說に對し速斷しがたしといへども。貞丈雜記三餘叢談の說は屯はあつむる義にて握り飯といへる義に解けるなり。然るに予は屯食を握り飯といへる說のかたふかるゝが故に。此の說に從ひがたければ。まづしばらく屯は頓といへる甲の說に從はんと欲するなり。【屯食はつゝみ飯といふ說】紫明抄卷一云。としきと云事。屯食也つゝみいひともいふ下臈にたふ饗也。又はつゝき飯と云り。たとへば食飯也（素寂尺）。河海抄卷一云。としき。屯食つゝみいひと云物也。下臈に給飯也。岷江入楚卷一云。どんじき。屯食ツヽミイ井とよむ。下臈に下さるゝ物也。」和訓栞卷十八云。とんじき。記錄に屯食と書り。下臈に給ふ飯の名也といへり云々。物語にとじきとも書り。源氏爪印はつゝみいひ也。今の鳥の子と同じといへり。眞道按するに屯食をつゝみ飯といへる說は。紫明抄。河海抄。岷江入楚。和訓栞等に見えたるにて。此人々は皆此の說に據られたるなり。然れども此の說非なり。裹飯と屯食とは全く別物なればなり。此ことはやく萩原廣道の源氏物語餘釋に見えたり。【屯食は强飯といふ說】孟津抄卷一云。とんしき。强飯。鳥子也。」眞道按するに屯食を以て强飯と解けるはいかにぞや。穩當なる解とはいひがたからん。そは强飯は飯の一種の名にして。肴物までもかけていふべき名に非ざればなり。又鳥子といへる說あり。こもまた其所に辨ずべし。【屯食をにぎり飯といふ說】貞丈雜記卷六云。屯食と云ふはにぎり飯の事なり。源氏物語きりつぼの卷にどんじき祿のからひつとあり。孟津抄に云。屯食つゝみいひとも云ふ。下らふに給はる强飯鳥の子なりとあり。貞丈云く。强飯を握り堅めて鳥の玉子の如く丸く少し長くしたるを云ふなり。今も公家方にては握飯をどんじきといふ由。京都の人物語せり。」筆のみたま前編二十三に云。どじきは握り飯の事也。三餘叢談卷一云。屯食はどんじきともどじきとも濁てよむべき事なり（中略）。屯はアツムルと訓字なり。食はイヒなり飯を屯たる義にて今のにぎりめしをドンジキといへり。」眞道按ずるに屯食を握り飯といふは上文にも云へる如くかたふかるゝものから。今尙公家にて握り飯をしか稱するにや。【屯食は鳥の子といふ說】孟津抄卷一云。とんしき。鳥子也。」和訓栞卷十八云。源氏爪印に。つゝみいひ也。今の鳥の子と同じといへり。眞道按するに。屯食は鳥の子なりといへる說これもまたいかゞ。鳥の子は玉子なり。但貞丈雜記卷六に貞丈云く。强飯を握りかためて鳥の玉子の如

荒屯食之圖
中取案高二尺八分
長五尺五寸幅九寸
折櫃高八寸二分横一尺
荒盛屯食凡六具
庭上版位南去三許丈東西相去五許丈
南北行立之

盛屯食之圖　同上

酒缶　ワタリ一尺一寸　高九寸

飯櫃　高八寸二分　横一尺四角

く丸く少し長くしたるを云ふなり云々と見えたり。然らばこゝに鳥の子といへるは强飯の握飯を云なり。予は上文にも云へる如く握飯の説を信ぜざれば鳥の子と云義は。よしや此の解の穩當なるも全然從ひがたし。【屯食は後世の二重臺と云說】玉函叢說卷九。屯食の條に云今の二重の臺の盛ものぞ古くよりいひし屯食なる事うたがひなし。源氏物語餘釋卷一云。屯食は今世に二重の臺といふ物ぞ其の遺製ならん。眞道按するに二重の臺といふものは。鏡中粧式卷二。禮容筆粹卷二。其外婚禮獻立等の書に其の圖あり。其の形今の三方の如きものにして。下に別に臺あり。いはば三方を臺に載たるものの如し。然して三方の上には松を飾り。松の本廻りに種々飾付あり。島臺の如きものなり。此の二重の臺を以て屯食の遺製ならんとは信ずること能はず。そは下に揭ぐる圖とは大に其の形狀の異なるのみならず。其の飾付る物もまた異なればなり。【屯食の說】然るに予は此の頃屯食の圖を見出たり。圖を示さば上の如し。こは宮中儀式調度圖考卷一に見えたる圖也。」眞道按するに。右の圖に荒屯食。盛屯食と云ともあり。如何なるにか。荒屯食。盛屯食といふことは加茂眞淵翁の古器考及び玉函叢說に考あれば揭げて後の考を待つべし。そは古器考云。屯食云々荒と云は俗に散し飯と云如く歟。盛と云は諸記に云高盛。大盛などにて堅て盛たるを云歟。是亦定說を得がたし云々。また玉函叢說卷五屯食の條に云。顯俊朝臣の記にぞ順德院のいまだ東宮のほど御元服せさせ給ひし時の式の中に。屯食百具南庭の東西に舁立とあるすゑに。其體謂二盛屯食一者盛レ竒居二二階白木棚一荒屯食之樣人々頗成二不審一歟。先例又無二所見一人々只以二短册一下行云々。尤違例歟。仍且盛屯食許舁二立之一可レ爲レ例歟とせり（後華山院相[illegible]の記。正元元年東宮御元服の條に。屯食百具分二置版位東西一。南北行坊舍人「着二褐衣白袴一」等自二東西中門南小戸一運入之而今日自二東中門一舁レ之。自二南庭一渡レ西尤奇異也。和屯食在レ前荒屯食在レ後。而今日荒屯食都不レ見。人々不レ知二其體一。且承元如レ此云々。各調進人々以二短册一給二諸司一云々）。もとは盛屯食を前に立て。荒屯食をば後に立る事なるに。此頃すでに荒屯食の事わきまへたる人なくて。短册にかきて下行せられたるなり（中略）。荒屯食といへるは承元の比ばしらで器などまでもかはるとやいひあへりけん。顯俊朝臣に盛屯食の樣をかゝれしにも盛樣をばかゝずして。器のことをかゝれき。考ふるに類聚雜要抄に保延の仁和寺競馬行幸の御膳等の事をしるせし末に。殿下の前の物の中にも菓子六種とありて。大臣の前の物には交菓子一坏とあり。一種の菓子も交せ菓子も坏に盛なれど。一種もろなるを盛菓子といふ

トムシ

なるは古きならはしことはなりけり。かゝれば盛屯食とは一種をもりたるをいひ荒屯食とは種々の物をまぜ盛たるをいひたりとはしりぬ。まことに一種なるはうるはしくもらるめり。さればにぎ屯食ともいへり。種々なるは物のかたちおなじからねど盛たる姿あら〳〵しければ。あら屯食とはいふなるべし。以上揭げたるごとく。盛屯食荒屯食の事は古來既に承元の時より分明ならず。古器考の說玉函叢說の說も亦各異なり尙後考を要すべし。予は右に揭げたる圖に據て考ふれば屯食といふものは。後世の折詰料理ともいふべきものにして。裹飯にもあらず。握飯にもあらず。强飯にもあらず。鳥の子にもあらず。二重臺にもあらず。圖の如きものをいふなり。本書の宮中調度儀式圖は三卷ありて。何年の頃の謠なるかは知らず。德川幕府の時に成りしことは疑ひなし云々」とあり。

トモ　鞆は、弓射る時の具なり。貞丈雜記に云。鞆と云物は。革にて作りて。形は鞠に似たり。手もあり緒もあり。上古弓射る時。左の腕に結付たる物也。是は弓の弦にて腕を打つを防く爲の物也。鞆に二品あり。武用の鞆と。伊勢神寶の鞆と二品也。武用の鞆は熊の皮にて作り（毛は裏の方にある也）。腕を通す所は。牛の皮にて手を付て。紫の組緒を付る也。又神寶の鞆は鹿の皮にて縫て。胡粉を塗て墨を以て繪を出也。委細は延喜式と云書にみえたり（上古は鞆なからとも云。稜威高鞆をいづのたかゝらとよむ。日本紀にあり。今の神寶は地を黑くぬりて。巴を銀ぷんにて）かくなり。また曰く。光大曰。延喜式（兵庫寮式）曰。鞆一枚（功一人）。熊革一條

鞆料長九寸廣五寸）。牛革一條（鞆手の料長五寸廣二寸）。鞆袋料紫の表。緋の裏。帛各一條（各長一丈一尺二寸。廣八寸）。縫ふ紫の絲二銖

武用の鞆之圖

此所左の腕にあてゝ付る也中は空にて杯なとのことし

大神宮　神寶之鞆之圖

絲組一條（長四丈五尺）。又（大神宮式）。鞆二十四枚（以二鹿皮一縫レ之。胡粉塗。以レ墨畫レ之。納二持麻筥一二合。徑一尺六寸深一尺四寸五分）。著二緒一處一用二紫革一云々。貞丈曰。兵庫寮式之鞆。是天子御物不レ塗不レ畫也。大神宮式之鞆。是神寶塗以二胡粉一。畫以レ墨也。後代鞆張不レ存。無二作レ鞆者一。故今神寶檜木以模二作其形一。塗以レ墨。畫レ文以二銀粉一。其形圖三鞆繪在二于兩傍一。彩色黑白與レ式相反也。」貞治五年十二月二十日。二條攝政殿（良基公）にて行はれし。年中行事歌合射場始歌の事書に。ゆがけさし鞆抔付て。弓射るやう。此頃知れる人もすくなきにやとあり。貞治の頃はや鞆付る事。總て知る人少くなりしなり」とあり。又河社に神樂の取り物の篠の歌に「此篠はいつこのさゝぞとれりらか。こしにさかれるとも岡のさゝ」。鞆岡は。和名抄に。山城國乙訓郡鞆岡（度毛乎賀）。清少納言に。をかはといへる所に。ともをかはさゝのおひたるかおかしきなりとて。今の歌にていへり。鞆は。弓射る時の具なれば。舍人等か常に腰に著る故に。かくつゝけたり。日本紀に。兵衞をつとねりとよめり「みつかきの神のみよゝり篠の葉を。たふさにとりてあそびすらしも」。萬葉に。みつかきの久しきよゝりとおほくよめれば。今も其意なり。またいにしへのかみのみよゝりあひけらしとよめるも。久しき事を。神のみよといへり。たふさは。腕の字をよめり。後撰に。遍昭「をりつればたふさにけがるたてながら。みよの佛に花たてまつる」。またさゝを千草にとるといへは。もしはかたがへたるか」とあり。【鞆と譽田の誤】鞆をほむたと云ふ說は誤なり。」應神紀。天皇在レ孕。而天神地祇授二三韓一。既產之。宍生二腕上一。其形如レ鞆。是肖下皇太后爲二雄裝一之負上レ鞆。故稱二其名一謂二譽田天皇一。上古時俗號レ鞆謂二褒武多一焉云々。」本居氏曰く。此は所謂大鞆別尊と云べきを。亦御名と紛らかして謂譽田天皇と誤りたる傳なり。細注に。上古時俗號レ鞆謂二褒武多一焉とあるは。かの譽田天皇は傳へのまぎれにて。大鞆別なることを辨へずして。推當に注せられたるひがごとなり。いと上代より鞆には登母とのみこそいへれ。さらに褒武多と云しことはなきをや」とあり。

トモシビ　燈火。油を以てするものを燈と云ひ。蠟燭を以てするものを燭と云ふ。燈油の具は。和名抄云。【燈盞】唐式云。每城。燈盞七枚（燈盞阿布良都岐。箋注云。燈盞。又見二唐濟瀆廟北海壇祭器碑。唐書楊綰傳一。按西宮記。御佛名條。作二油坏一）。」和訓栞云。あぶらつき。和名抄に。燈盞をよめり。今あぶらざらとも。油とも見えたり。又鐙をよめり。つきは坏の義に同し。」あぶらつぎは注也。」貞丈雜記云。古書にあぶらつきとあるは。油坏とも。油盞とも書て。燈の油を入る油皿也。あぶらつきの。きの字すみてよむべし。にごるは非なり。油次にてはなき也（油を入る瓶は。油滴とも。あぶらかめとも云也）。」また和名抄云。【油瓶】内典云。爾時復有二諸沙門等一。手自作レ食執二持油瓶一（阿布良賀米。箋注云。所レ引涅槃經如來性品。原書等下。有二若干字一。此纂節）。」和漢三才圖會云。油瓶。盛二燈油一置二燈臺一。磁器或銅可レ作【燭剪】可三以切二去燭燼一。每置二於燭臺一。【蠟燭】本條にあり。【燈心おさへ】は油皿の

中に置きて。燈心を押へ置く金具にて。之を以て燈心を搔立つる用に供す。

【燈心】は莞の心を以て製す。唯〻湯屋の八軒には綿を以て之に代へたり。日本流の

燈心おさへ

うちしき

燈臺

蠟燭も燈心を以て作り。西洋蠟には木綿絲にて心を作る。石油のランプ用ひらるゝに及では。木綿にて製したる燈心を作り。二分心。三分心。五分心。八分心。丸心などあり。」燈器は手に携ふるものに。手燭(手燭臺の略)。燒松。雪洞。提燈。萬燈あり。吊すものに燈籠。提燈。電燈。ランプあり。置くものに行燈。燭臺。ランプ。短檠。燈籠あり。高き處に取付くる者に瓦斯。電燈あり。屋外に置くものに燈籠あり。瓦斯。電燈あり。宮室調度圖解に云く。燈臺には高燈臺。切燈臺。菊燈臺などいふ品々あり。いづれも下に打敷をしく。枕草子。方弘の人に笑はるゝ事をかける條に。除目の燈臺に。打敷をふみて立てるにあたらしき油單(ユタン)なれば。つよう(足を)とらへられにけりさしあゆみてかへれば。やがて燈臺はたふれぬ」とある是れなり」とあり。明治三十一年八月の東京經濟雜誌に。燈火の沿革とて載せたるは。燈火の大要を擧けたれば之を左に抄す。

【燈火の沿革】上古油の無かりし時代には。薪を燃して光を取り。外出には松の脂枝(シデ)を撰みて之を手に携へたるなるべし。下りて魚油を發明し。亦菜種より油を取るとなりてより。之を榮螺の殼などに入れ。莞を取りて燈心を製して。點じたるなるべし。天智帝の時越後より始めて燃水を獻ずと云ふは。今の石油にして。同地の民は臭水(クサミヅ)と稱し之を常用としたりと云ふ。明治になりて外國より精製したる者渡りて石炭油と云ひしを。後には石油と唱ふる樣になりぬ。西洋にては上等の人は石油を用ひず。蠟燭又は菜種油を用ふるなり。」越後には天然瓦斯の出る地ありて。之を常用にせる村もありしが。明治になりて外國より揮發油を輸入し。之が爲め燈器も出來たりしが流行に至らず。明治五年横濱に瓦斯局立ちて。九月二十九日より市中の戶々に點火す。是瓦斯燈の始なり。東京にては明治七年新錢座に瓦斯局立ち十二月十八日より新橋。京橋間の街頭に點燈せらる。是東京にて瓦斯の始なり。其價格石油より安く。且ランプの掃除を要せざれば。之を引く家多し。瓦斯には過失など聞くこと絕て無かりしに。明治三十一年二月始めて瓦斯局の罐漏れ。之に便りとせる家は遽かに眞闇となりて狼狽したる事ありき。」明治二十三年横濱に電燈會社起る。是より先電燈の便は或る工業家間に唱へられ。之を企てんとせしも。政府にては其の取締法等に付き未だ取調の屆き居らざればとて。東京府にても神奈川縣にても之を許可せず。然るに横濱にては外國人にして出願する者續々ありしかば。縣廳は日本人なら願書を握潰して三年も五年も捨置くことを得れども。外國人とあれば許否何れとも速かに指令せざる可らずと。此の影響にて横濱電燈會社は許可せられ(外國人の願は却下す)。九月十五日より市內各戶へ電燈を點じたり。」電燈は火を付け及び消すに便利にして。明さも明るし。火災の憂なければ。費用は瓦斯に同じけれども之を用ふる人多し。東京にては同十八年頃銀座の大倉組の前にて。始めて之を試驗したることありしが。其の後も猶軍艦用の探海電氣燈を知らず。築地の海軍省用地にて試驗せし時其の光の天を射るを見て光り物が現はれたりとて驚きたるを。横濱人は度々外國軍艦にて見馴れ居れば。之を笑へり。市中各戶へ電燈の點ぜられたるは。明治二十年四月二十二日にて。是より後之に加入したる人はランプを賣拂ひて。電燈のみを緣(タヨ)りになし居たるに。時々不通の事ありて遽かにランプよ燭臺よと騷ぐこともありし爲。舊の瓦斯に立返る家もありしが。今は去る不都合も聞かざる事となりぬ。」今東京にて電燈會社の數は。東京電燈會社。深川電燈會社。品川電燈會社の三軒あり。初めは日本電燈會社ありしが。營業を始めざる內に東京電燈に合併せり。東京電燈には今三ヶ所の發電所を市下各所に設け居れり。」夜中燈を揭ぐるとは飲食店其他客商賣の風にして。堅氣の家にては早くより戶を締て。商賣をなさゞれば不必要なり。故に料理屋。蕎麥屋。汁粉屋。鰻屋。天ぷら屋。鮨屋。人力屋。舟宿等は角なる燈籠を出す。其の形は長方形なると。今の蕎麥屋の看板の如く橫長き角形のものと二種あれど。長方形なるが古き形なるべく。江戶吉原の引手茶屋にあるもの。及び大阪の湯屋にあるもの(但硝子張にしたるは近來の事にて。江戶にてはおでんの立賣りの外硝子張のものなし)など其例にて。橫に長くしたるは之に種々の品目を記さんが爲の工夫なるべし。昔は蕎麥屋にては。右の橫長看板の外に。道路の中央へ大なる置看板を出したり。臺は樫にて上部二尺四方。下部三尺四方位に作り(四方より見て三味線の駒又は袴腰の形をなせり)。此の上に樫にて作りたる行燈を置く。高さ四尺。幅二尺位。紙を張り。きそばと書す。下部上部とも樫にて雲形などの透し彫あるべし。之に樫の搏風(ハフ)形の屋根を載せ。夜は燈

トモシ

を點じて街路に置くも。別に邪魔なりとて叱られもせざりき(昔は菓子屋。諸問屋など皆大道へ置看板を出したり。今は本町邊の諸問屋と甘酒屋のみ此の遺風あり)。」右に揭げたる諸商賣。及び藝妓屋。遊藝師匠。藝人。消火夫の家には御神燈と云ふて提燈を軒先に點ず。或ひは履ぬぎに點ずるもあり。是は神を祭るの意にて。又家内に設けたる緣喜棚(神棚の事なり)と同樣。夕は必らず燈を點じて燧を打ち。又朝は戶口に鹽を撒く三撥(ミチヨボ)の山形をなすもあれば。御光(ゴクワウ)の如く三方へ撒したるもあり。左れば此の提燈は成田山。觀音。金毘羅。鬼子母神。辨財天。帝釋天。妙見。歡喜(シヤウ)天。陀枳尼天(デントヨカハサマ)。水天宮。お岩稲荷。弘法大師。日蓮上人。淸正公。大山石尊。道了權現等へ獻するの主意にて。其等の神佛の紋を。提燈の胴に一列に若くは全部へ散して付く。其上に御神燈。又は三十番神と書す。昔は御家大明神と記したるもありしが。今は無し。下部に小く家の名を記す。湯屋の二階。銘酒屋。楊弓場等にては之を「景氣」と異名し。藝妓屋にては之を「看板」と名づく。蓋し藝妓屋に限り其家名を大く書して看板に代用すればなり。近來は藝妓の名をも記して。半玉など肩に注したるもあれど。橫濱の藝妓屋は家名のみにして藝妓の名記したるはなし。名を書く時は時々人員の異動ある每に提燈を張替へざる可らず。退きたる妓の名の上に紙を貼りたるなどは。餘り體裁の宜しきものに非ず。故に此の張替を恐れて。京阪にては藝妓の名を行燈にも提燈にも記さず。名札に記して標札同樣揭げ置くなり。」近年は良家にても。何々商何某と記して硝子張の點燈を戶口に揭ぐ。夜中商賣するとせぬとに拘らざるなり。廣告の助にもなるべきにや。然に中には無商賣の家にても之を出す。醫者などは必要もあるべけれど。官員や會社員は左して必要もあるまじきに。今は此風盛になりたれば。云々。公立の街燈なき市街にても便利なり。斯くて點燈會社は最初微々たるものなりしが。今は東京中に手を擴げ。類似の會社さへ出來る樣になりて。柳原の日本點燈會社は五千圓の資本にて株式組織になり。今は日々に社運隆盛となり市中に多くの支店を置き。之に點燈人を置き。夕に點じ朝に消さしむ。」昔は市街に電氣燈瓦斯燈なかりし代りに。火の番ありて。一町に一軒つゝは通宵燈(ヨドホシ)を點じて起きて居る番太郎住へり。其の障子には大概「町内安全」又は「火之用心」と記したるが。折々は一個人にて往來の便利の爲に軒燈を點じたるものありて。其等は往々「往來安全」と記したるもあり。屋敷町にありては火の番在らざる代りに。辻番と云ふものありて。恰も火の見櫓の低きが如き形したる燈籠を其の前に出しあり。是も夜中燈を點じたるものなり。」今東京にては家の名書きたる點燈軒並みに揭げあれども。町名の書きたるものなきゆゑ。其の不便は猶免かれず。然るに京都の市街にては四辻每に硝子張の燈籠を建て。何町通何町と記し。通宵石油を以て點火しあるゆゑ。頗る實用に適し。夜中町を尋ぬるに便なり。而して一の街燈は次の街燈まで正に一町の距離あるゆゑ。中々東京の如く明りが利かぬゆゑ。之を遠く利かする爲め街燈内のランプの四方に。水晶まがへの凸形硝子を設け。以て光の力を助けたる方法。流石は勘定高き京都人の考なり。是凸形硝子を買ふには一時は錢嵩の出るものなれども。油を餘計遣ふて無駄に錢を費すよりは儉約なりとの主意なるべし。西京の人達若し東京へ來て軒並の點燈を見ば。豈膽を潰さゞるを得んや　昔し佐田介石はランプ亡國論を唱へて。世の嗤笑を買ひしが。今は點燈亡國論を唱へて差支なきこととなりたりと謂べし。云々。」明治三十四年の東京朝日新聞に記す所によれば。東京銀座通り新橋京橋間にて。電氣燈を用ふる家四分。瓦斯燈を用ふる家五分。ランプを用ゐる家一分なりとあり。同地方は電氣。瓦斯の多く行はるゝ地方にて。少し小さき街及田舍にては石油のランプ最多かるべく。今菜種油は神佛の燈明か。古風なる宿屋にて夜明しに客の枕頭に點するものゝ外用ふるものなかるべし。

トモマハリ　供廻りは。維新以前官吏の外出に伴ふ人員を云ふ。寬永五年二月九日。幕下の諸士登營の時。且つ江戶中往還の刻。召し伴ふ役者の員數を定めらる。「定。」一。二百石。侍壹人。一。三百石より四百石迄。同貳人。一。五百石より七百石迄。同三人。但。八百石より上は千石へ付へし。一。千石より千七百石迄。同四人。同斷。一。貳千石より貳千七百石迄。同六人。同斷。一。三千石より三千七百石迄。同七人。同斷。一。四千石より四千七百石迄。同八人。同斷。一。五千石。同十人。右之通出仕竝江戶中往還の時。若黨召列べし。是よりもすくなき事はくるしからず。おゝくつるゝ儀可爲無用。此御定之儀は人をも吟味いたし爲可相務被仰出候間。其旨を可改。無足又は堪忍分被下候といふとも。親々分限にしたかひ。若黨召列べし。諸役人は非制限。但御陣御上洛の時は格別なり」とあり。猶ギヤウレツ參看すべし。

ドヨウ　土用。和漢名數に云く。四季土王。春在二三月一。夏在二六月一。秋在二九月一。冬在二十二月一。每四時之季。土王各十八日。凡七十二日。然以レ在二六月一爲レ正。蓋生二秋金之母一也」とあり。是陰曆の計へ方なり。和漢三才圖會に云く。土用中央戊己土也。蔡邕。月令注云。土寄二旺四時一各十八日。共七十二日。除レ此則木火金水亦各

七十二日矣。土於二四時一無レ平不レ在。故無二定位一無二專氣一而寄二旺於辰戌丑未之末一。未月在二火金間一。按所謂辰戌丑未者。三六九臘月四季也。凡從二其月節一至二十三日一爲二土用一。十八日終翌日爲二四時立始日一。有二間日一。春巳午酉。夏卯辰申。秋未酉亥。冬寅卯巳」とあり。

トヨスケラクヤキ 豐助樂燒。工藝志料に。豐助樂燒は。京師の樂燒の一種なり。文政年間尾張國愛知郡に於て豐助といふもの。樂燒の法に本き菓盆。食器の類を製出す。其の造る所の器は外面に漆をぬり。而して描金髹畫を施し。裏面は樂燒の陶質を存す。世人稱して豐助樂燒といふ。其の地の工人業を傳へて今に至る」といへり。

トヨノアカリ 豐明。(ニヒナメマツリを見よ)

トラガアメ 虎が雨。歲時記栞草に記事を引きいふ。毎年五月二十八日多くは雨ふる。俗に今日は大礒虎娘、曾我祐成と相別れ涙變して雨となる故。今の雨虎御前涙なりと。相州に五郎時宗之社あり、勝名荒神と號す」とあり。

トリアハセ 鬪鷄。(ジヤウシを見よ)

トリオヒ 鳥追。(チムナタイフを見よ)

トリノマチ 酉の町。世俗。鳥大明神の祭を稱して酉の市と謂ふ。此祭は十一月酉の日なり。酉の日三度あれば。三囘ともに祭りあり。東京にては。淺草公園の西北、及び千住に在る鳥神社の祭禮を以て著しき者とす。歲時記栞草に。鷄大明神の社は。武州葛飾郡花又村にあり(江戸より三里)。毎年十一月酉の日。市たつ。酉の日三つあれば。三つともに市なり。上の酉の日を專とす。江戸近在より諸人群集して。甚だ賑はへり。是當社神事の遺意か。土産に芋かしらを賣也。參詣の人必これを買ひて家に歸る。又此日淺草寺の裏手。雞大明神にも此市ありて群集す」といへり、江戸名所圖會に。此日(酉の市)近郷の農民家雞を獻ず。祭終るの後悉く淺草寺觀音の堂前に放つを舊例とす」とあれど、近來此等の事を聞かず。此外東京には四谷に酉の町あり。然とも淺草の盛なるには遠くおよばず。其の南足立郡花畑村に在るは鷲神社の本にして。吉原田圃の方は。今の神官河野光泰五世の祖某。上總加納山より茲に勸請したる所なりとぞ。神體は天日鷲尊及び大日本武尊の二尊にして。傳へいふ。昔し日本武尊の熊襲を征討あらせらるゝや。先づ捷を天日鷲尊に祈らせ給ひ。凱旋の日篤く尊靈を祭るべしとぞ誓はせらる。既にして川上梟帥を刺し。思ひのまゝの功を奏せられければ。卽ち盛んなる祭典を行はせ給ふ。其日宛も十一月酉の日なりしかば。後世永く酉の日を以て。兩尊の祭日とはなせるなり。但し花畑。四谷以下の諸社は。何れも日本武尊のみを祀れりと。始め鷲神社は。花畑村に限りたるものゝ如く。武家。町人の參詣する者少からず。朝十時頃より夜に入るまで。老若男女引きも切らざる有様なりしが。其中に意地惡き侍どもは。町人に揶揄ひ。酒興に乘じては苛めなどしたるより。町人は之を苦にする折しも。吉原田甫に別に鷲神社を祀られしにぞ。何れも大に喜びて武家の多き花畑を避け。路近く安全なる吉原田圃に集るに至り。果は花畑は武家の神。田甫は町人の神とも云ふべき觀を呈しぬ。爾後花畑は衰微し、今日となりては。鷲は田圃のものに限りたるが如く云ひなすには至りたり。さて吉原田圃に鷲神社の祀られしは。何時の頃よりなるや。今の神官も知らずと云ふ。或は享保年間にては非ざるか。當時は今の龍泉寺町界隈は。一面山林及び田圃にして。神社は其森の中に建てられしといふとあり。此市にて盛んに賣り出さるゝ【芋頭】は頭(トウ)の芋とも云ひ。里芋の頭を茹でゝ。笹の枝に插して賣る。頭と云事を祝するにや。維新前には何首烏玉とて。零餘子に類せる芋の根をも賣りたるが。今は殆どなし。また【熊手】は寶を搔き込むの祝意にて賣れるにや。種々の目出度品を之に附して賣る。時事新報に云く。始は今日の如きものに非ずして。實用に供せられたるものなりしに。後緣喜物なればとて。次第に改られたるなりと。但享保年間のものを見るに。尙極めて麁末なるものにして。熊手におかめ又は桝。幣木などを加へたるものに止まり。之が附屬品も。茶筅。黃金餅(五色餅)。加州玉等にして。夫れすら僅かに五六軒の露店を並べられ。朝十時頃より夜の十時頃まで賣られたるに過ぎず。酉の市の盛大に赴くと共に。熊手商人も其數を增し。目下の所鑑札持と稱するもの六十二人。もぐり二百餘人あり。其他下受けに至りては。其幾百人なるを知らざる程の盛況を呈したれば。先年鑑札持の者寄集りて。福神組と稱する組合を造り、組合員は毎年酉の市に。同社地內第一等の土地を專用するの特權を得ることゝなり。神主より百十枚の鑑札を彼等に下附したり。然れども此組合人員は實際六十二人なれば。一人二枚若くは三枚の鑑札を所持するものあり。是等は何れも該營業者中の老舖とも云ふべき者にて。神社の爲め盡力したる廉により。特に此權を得たるものなりとぞ。斯て彼等は市の當日。社內第一等の土地に店を出し。且つ若干の料を以て。餘りの鑑札を他に貸與し。自己の代人として營業せしむることあり。明治二十五六年頃には。社內にて店を出す者は。僅かに此鑑札持に限りたりしが。其後散店とて。別に無鑑札の者の出店をも許

したれば。今は鑑札所持の者の外に。百八十軒の店を見るに至り。而して鑑札持は一坪五十錢。無鑑札即ち散店は。上等一坪一圓十錢。中等一圓。下等八十錢内外の地代を。神官に納むるなり。右の如く鑑札持は。極上等の土地を専用するに拘はらず。其地代却つて五十錢に過ぎざるは。別に神社の爲めに。一年三圓宛の部金を。納附するの義務あるが爲なり。龍泉寺附近は。市の當日熊手商人を以て埋められ。日頃は雑菓子商又は荒物を營むものも。其店先きを同商人に貸與へて。過分の店賃を受くるあり。通例其賃錢は。二間間口（軒下）三圓内外にして。若し尙ほ店の幾部分を借らんとするには。此上二三圓を出さゞるべからず。此重税を拂つて露店を張るもの。毎年四百人以上に及ぶよし。熊手の賣行きも之にて大概推測らるべく。即ち一日の賣上高は。鑑札店平均二百圓内外。散店の中上店百五六十圓。中店百圓。下店七八十圓内外なりとぞ。目下龍泉寺町に於て。熊手の老舗とも稱する者は。朝坂菊次郎。中川爲八の兩人にして。之に次ぐは同町花島斧七。荒川長之助。松崎常吉。富澤久藏。花島春吉。中村留吉などなり。而かも右の人々は勿論。一般熊手商人と云ふものゝ中。其筋より成規の營業鑑札を受け居るものは。只だ花島斧七の一人あるのみなりと。蓋し此商賣は一年二度若くは三度の祭日を利用する際物商なれば。大抵農業の暇か又は手内職に製造する者のみなるが故なり。其製造方多くは分業にして。一手に製造する者は少なし。竹は先づ南千住通新町の竹問屋竹仙方より買取るものにて。一年の賣上代金五百圓以上に上るべしとなり。斯くて熊手を造るものあれば。寶船は帆及び七寶。何れも下受負人の手に於て。紙を切るもの。地色を附くるもの。繪具を塗るもの。夫れ〳〵出來上りて之を纒め。玆に一の熊手は出來上るなり。

トリヒキショ　取引所は。定期市場なり。證據金を入れ一定の期限（ふるくより當。中。先の三ヶ月期を例とす）内に賣買取引を約し。其期に至りて現品を授受するをいふ。但期間限内に於て相場の高低に從ひ轉賣買戻しを得るが故に。初めより現品を授受する目的なく。單に其高低の差利を利せんとして試んとする投機家あり。定期市場の性質は寧ろこの第二に屬するもの多しとす。【維新前の相場市場】今左に日本商業史の一節を抄錄す。【大阪の米市】は全國大名の藏屋敷米を以て取引せしかば。其賣買巨額に達し。常に天下の經濟を左右したりき。故に米相場をいふもの皆大阪を推す。享保十三年京都六條川原新家地。竝に近江の大津に於いて米市を立てしが。大津は湖南の要地にして。京師へ輸出するの便利あるを以て。近江近傍の大名米廩を置きやゝ繁昌せしも。京都は只大阪。大津の米相場を斟酌して商へるまでにて。其賣買高も至て少かりしといふ。この市は後七條川原の新家地に移しぬ。【江戸】は享保十五年皆川町（竪大工町。神田多町とも）。淺草田原町。小網町（深川扇橋町とも）。永富町。通三町目の五組のものに米延賣切手賣相場會所を許したるを始とす。其後文化十年三橋會所頭取杉本茂十郎等主唱して日本橋の伊勢町に米市を立つ。尋いで尾張家の蠣殼町の藏屋敷。紀州家の濱町藏屋敷。水戸家の本所一つ目石置場。仙臺家の深川仙臺堀藏屋敷等にて時々市を立て賣買し。仙臺家の如きは米切手に類似のものさへいだしゝとぞ。文政十三年に至り大和屋彦七等小網町に市を立つるに及びて。蠣殼町。濱町を合せてこれを三會所と稱す。この他淺草の藏前に於いて札差の廩米を賣買するもの等ありと雖も。大阪堂島の盛んなるに及ばず。大阪は豐臣氏の故居にして富家多く。四國。九州の漕路に當り中國の要港なるが故。諸國の大名邸第を置き。米穀其他の國産を毎年運輸して販賣せしむ。其邸第を藏屋敷といふ。さて又藏役人を置き其販賣一切の事を取扱はしめ。これを藏元といひしが。寬文年中より藏元を出入の町人に託し。留守居役の者をして藏役を勤めしむ。其盛なるや諸國の大名。寺社。幕府旗下の士に至るまで藏屋敷を設けしかば。其數五六百に達せり。最も中之島。堂島。土佐堀等の地に多しとす。其後漸々減少し慶應の頃には百に過ぎざりき。當時諸藩の經濟を立つる根元は米穀にありしかば。奥州の仙臺。秋田等の諸大名も亦大阪に藏屋敷を置きて販賣するの必要を感ぜしならんか。慶長。元和二役の後は大阪も衰微し。未だ藏屋敷の設けもなく。米問屋少しばかりありて其者ども諸大名より積登せ來る米を賣捌しが。其中に淀屋源右衛門といふ者あり。家頗る富みしかば次第に商業を擴張し。遂に諸國の米を引受けて米市を立てしといふ。これより數代米市を立來りしが。淀屋辰五郎の時に至り方外なる奢侈を極めしとて。元祿九年家財闕所となりぬ。されども米商のもの同所にて尙賣買し居りしが。元祿十年堂島新地開發の爲米市を移して米穀の賣買を始む。これ今の堂島の米市場なり。其後追々東西諸國の大名より積のぼする米穀を藏屋敷出入の町人に託してこれを賣捌かせ。其代金を收納して國用江戸參覲交代の用途等を辨ぜしより。入札を以て米を賣却するの仕法も出來れり。正德。享保の頃江戸の三谷三左衛門。中島藏之助。冬木彦六。東西諸大名藏屋敷の廻米を切手にて商人どもに賣渡し。正米は藏屋敷に預り置き。右切手と引替の都合にて藏米を賣買するの法を立て。仲買を五百人と定め。幕府の許可を得て。米座御爲換

御用會所を建つ。然るに切手も現金の賣買なれば。自然國元より積登せの正米延着せし場合には。商人共迷惑を感ずるのみならず。大に融通を妨げしかば。備前屋權兵衛。柴屋長右衛門。之を賣繫ぎ買つなぐべき方法を案出し。建物米を設けて期日を定め。其期限の間を【延米賣買】とて約束取引せしもの。これ【帳合米の權輿】にして。この方法米商に取ては極めて便利なるを以て。其營業次第に繁昌し單に相對取引のみにては捗らざるが故に。その仲間に支配人を設けて敷金及差引勘定等のことを一切取扱はしむることゝはなりぬ。これを世に【遣來兩替】（ヤリクリ）といふ。然れども其延賣買たるを恐れ。兩替屋の帳面には正銀切手の出入になし置き。支配金を歩銀と唱へ。一貫目に付何程と定めてこれを領收せり。享保六年のころ畿內其他米穀不熟にして米價騰貴せしかば。當時大阪なる米市場の不正より起因したることならんとの風說ありて。米仲買の內重立ちしもの六七人逮捕せられて市場を閉し。町奉行北條安房守のかゝりにて審問を受けしが。紙屋治兵衛。高田屋作右衛門兩人の說明によりて無罪放免とはなりたれども。自後【延賣買を禁止】せられたり。享保七年密に延米を賣買するものありて逮捕せられ。其罪により身代闕所せられしかば。其後は自然に危懼の念を抱きて市場振はざりしかば。この機に乘じ享保十一年以來。【江戶の商沽】等幕府の許可を得て三所に米會所を立つるに至りしかば。河內屋儀兵衛。田邊屋藤右衛門。加島屋淸兵衛等米仲買總代として江戶へ下り。三所の米會所廢止の儀を歎願せしにより。江戶町奉行大岡越前守これを取調べ。其年八月に至り大に意味深長のものなりとてこれを許しゝとぞ。或はいふ當時加賀侯も亦爲に周旋せしと。享保十六年町奉行稻垣淡路守幕府の許可を受て。大阪米仲買中に烙印付の株札四百五十二枚を渡し。加島屋。升屋。津輕屋。俵屋。久寶寺屋の五人を米年寄となす。享保十七年株札五百三十枚を下渡し。同じき二十年に又三百六十枚を下渡さる。株札前後合せて千三百四十二枚に定む。これを仲買株の來由とす。天保十三年諸株式仲買組合を廢し。何人にても米方年行司に屆けて諸家の拂米其他の直賣買をなすを許し。享保以降の掟を守りて。市場の諸事は一々米方年行司をして取締をなさしむ。米市の仕方は每日朝五つ時より帳合延商米仲買のものと。虎市仲買のものと數百人寄集りて始む。これを【寄附相場】と唱ふ。東の方は正米市。中央は帳合商。西の方は虎市商と三方に分るが故に。時人これを總稱して【鱗相場】といふ。帳合。虎市の二つは早朝より絕えず取引するも。正米は晝九つ時にて終るものとす。さて帳合。虎市の引方九つ時を【火繩】と云。蓋し火繩の火の消ゆるを以て空相場の勝負を決せしが故なり（相場の引を火繩といふは是がためなり）。正米相場は代銀四日目每に拂ひ。市中飯米に賣出すものゝ注文と正米を以て勝負を決するものとの二種ありて。其勝負をなすには米百石に付敷銀として金二分か三分をいだし。これを賣附け又は買附たる體になして商ふことにて。敷銀は卽其證據金なりきとぞ。虎市の仕方も帳合と別に異ることなしと雖も。唯帳合は百石以下を商はざるも。虎市は十石より取引するの差あるのみ。竪米は每年四月十七日。十月十七日の兩度に堂島米方年行司を初總仲買とも入札をなして定む。初は讃岐米なりしが後四藏と唱へ。筑前。中國。肥後。廣島の中入札を以て定め。其年の建物となりし大名屋敷へ屆出で。屋敷より祝儀として銀五百枚を受取。會所の入費を辨ずるを例とす。又五月より十月までの建米を加賀米と定むるの內規ありて。加州家よりは祝儀金を受取らず。享保年中米市再興の事に關し。加州家周旋せられし恩に報ゆるものなりとぞ。竪米は他米よりいつも直段高きが故に。竪米になると否とは各大名の歲入に影響を及ぼすことなるを以て。留守居役互に競爭して竪米とならんことを希望せり。又米相場を報ずるには【旗】を以て相傳ふ。東京。京都。大津に至り西馬關に至る。夜中は松明を用ゐしが。其【旗松明の信號】は月によりて其振方を異にす。是皆戰國の軍法より來る。其旗を以て報ずるが故に。米商を呼びて又旗商ともいふ（リヤウガヘ參看）。

【維新後の取引所】日本商業史にいふ。維新の初ごろまでは。なほ商業上米油二品の取引盛なりしかば。政府が東京。大阪の豪商にすゝめて會社を起さしめしときも。東京の貿易商社。大阪の攝津米油會社などにては。官准を得て米油限月取引をなししが。大阪の堂島米會所は空相場なりとて嚴禁せられ。久く廢業せしも。漸く明治四年四月に至り。官准を得て再興せしかば。これより盛に米穀の取引を始めしが。東京の貿易商社も東京商社と改稱して益々米穀の取引に從事することはなりぬ。その後七年十月政府は米穀の取引法によりて。政府發行の公債證書。借用證券官准會社の株券等の賣買取引を許されしが。これと同時に米商會所。橫濱洋銀取引所はこの條例の方法によらしめらる。株引取引所條例は發布せられしかど。當時はなほ未だ公債證書。官准會社株券の賣買取引至て少なく。設立を企つるものなくして。其儘になりしが。米商會所の方は八年四月大藏省より米穀相場會社准則發布せられ。米穀相場會社を始めて手數料その他現收入總金額十分の四の税を課せらるることゝなりぬ。また九年八月米商會社條例を發布せらる。この條例に依れば營業

トリヒ

年限を五ヶ年とし。且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要する事となれり。こゝにおいて東京の商社【兜町】。中外商業會社(蠣殼町)。大阪の堂島米商會所いづれもこの條例によりて米商會所を創立せしが。この際大津。赤間關。桑名。新潟。兵庫。金澤。松山。名古屋。岡山。京都。德島等に起れり。株式も其後公債證書の賣買日一日に其數を增加せしが。殊に九年八月銀行條例の改正ありて。銀行紙幣の抵當に公債證書を以てすることを許されしより。俄かに其賣買高增加し。取引の公設市場なき爲。大に不便を感ずるに至れり。こゝに於て澁澤榮一。小松彰等時機の既に至れるを察し。同志者を募り。取引所條例條欵中やゝ當時の事情に適せさるものありしかば。條例の改正を政府に請願し。十年十二月創立願書を大藏卿に提出して允准を得しも。明くる十一年五月新條例の發布ありしかば。新條例に準據して。定款申合規則等に改正を加へて。再申書をいだし。この年五月兜町において開業せしが。この新條例によりて仲買人の負擔賣買證據の如きは大に減少せらる。大阪も五代友厚。廣瀨宰平等新條例により。この年六月創立の允准を得。八月北濱町において開業せり。されども初のほどは新舊公債證書。秩祿公債證書。金祿公債證書。起業公債證書。第一銀行株券。兜町。蠣殼町の兩米商會所株券。堂島米商會所株券。東京株式取引所株券。大阪株式取引所株券。橫濱株式取引所株券(舊橫濱洋銀取引所)の類に過ぎざりしが。其後漸々これらの取引をなすものいで來れりといふ。米商會所條例。株式取引所條例とも屢々改正ありしかど。なほ不完全なりとて。十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしが。つひに二十年五月十四日取引所條例を發布し。ついて六月一日取引所條例施行細則を發布せらる。當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止し。この條例によらしむることゝし。二十年九月一日より施行の旨達せらる。政府はこれ迄の株式組織の相場所を廢し。歐米に行はるゝブールスの法をとり。會員組織の公設市場に改むるとて。この條例を發布せられしといふ。こゝにおいて東京。大阪より取引所設立の願書をいだし。其允准を得しが。米商株式兩取引所より屢々延期を請願して止まざりしかは。つひに延期を許可し。二十二年六月官吏を歐米に遣し。更にブールスの調査を命ぜらる。これと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣しゝが。これら調査委員歸朝の後。米商株式兩取引所の延期を許され。東京。大阪の兩新取引所は解散することとなれり。取引所條例はかくの如き有樣に陷りて實際行はれさるものとなりはてしが。つひに二十六年三月取引所法を發布せられ。從來の米商會所條例。株式取引所條例。取引所條例を廢し。更にこの新條例によらしめらる。この改正によりて取引所の組織を株式。會員の二種とたるは。舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきとぞ。されども其の設立は株式組織のもの多くして(百二十一箇所)。會員組織のものは僅に土浦(米穀)。高崎(米穀)。敦賀(商品)。明石(米穀)。若松(米穀)。加東(米穀)の六箇所あるのみ。

トリヒ

【米穀取引所】明治元年我政府は三井八郎右衛門を諭して【東京】に商社を結ばしめ其總頭取となし。鐵砲洲に六千坪竝に本所船藏二箇所を下付し。府下の商人に向ひて貿易取引に從事するものは。商社に加入すべきとを勸誘せられしかば。東京市中の商業家は大抵この商社に加入することになれり。所謂貿易商社これなり。二年六月二十四日貿易商社に對して米油限月取引を許されしが。この年十月に至り限月米は禁せらる。故に四年の春まで米穀取引は休業せしとぞ。この年三月二十日に至り限月米商許可せられ。口錢高一割上納のことゝなれり。この年十一月十四日鐵砲洲より海運橋兜町へ移轉し。東京商社と改稱す(商社は物產引立の爲。函館。三陸。北越其他へ出店を設け。戰爭後非常の損耗を蒙り。殆と瓦解せんとせしが。明治五年十一月大藏大輔井上馨官金を無利息年賦にて貸渡し。漸く維持するとを得たり)。七年六月尾形德次郎。鶴岡忠藏等別に一會社を設立し。限月約定米賣買を出願せしも。會社規則取調中にて許可なかりしかど。人民相互に約定を結び。賣買いたす儀は差支なしと沙汰せられしかば。この年八月五日にいたり。第一大區十四小區蠣殼町一丁目一番地(今の蠣殼町米商會所の地)に中外商業會社と稱し開業せり。

【大阪】も東京の如く。新政府の勸誘により三井檔右衛門頭取となり。越前藩邸(中島公園地)に攝津米油會社をたてゝ米穀の取引をなしゝが。なほ堂島においては四藏(肥後。中國。長門。加賀)建米の制行はれていと盛なりき。さるを明治二年二月米穀一時非常に騰貴せし際。武富辰吉(元肥前の商人)多數の米穀を買集めて譴責をうけつひに入牢せしが。つゝいて大隈參與京都より來り。全く空米相場を禁止せらる。これより堂島の商業衰微し。毎宵夜店を張るに至れり。されば米商仲買人は屢奉行所にいでゝ歎願せしも許可せられざりき。こゝにおいて武富辰吉。磯野小右衛門等主として米商會所再興の事に盡力し。更に營業規則を調製して。三年十二月願書を大藏省に出しゝかは。明くる四年春井上大藏少輔東京より來りて調査せられ。この年四月七日許可せらる。ついで大藏省より田中善助。近藤嘉七。武富辰吉。磯野小右衛門の四人を米頭取となし。且米油會社の頭取を兼ねしめられ。つひに堂

島米會所を開業することを得たり（當時の營業規則は馬關の北國問屋正米懸つなきの方法より取りしなりといふ）。堂島米會所も開業後日を追うて繁榮を來たし。六七年の頃に至りては。一日の賣買高數十萬石の多きに達せり。さるを七年十月限の賣買において古今未曾有の大取組となり。到底期日に現米の受渡を了すべき術なかりしかば。大藏省においては空米賣買と見做され。同期の取組米悉皆消却を命ぜらる。此年（七年）十月に至り。株式取引所條例を發布し。ついで十二月第百二十號の布告を以て從來の米油限月賣買を廢せられ。右條例の方法に從はしめらる。八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられ。此年五月米穀相場會社に始て手數料其他現收入總金額十分の四の税を課せらるゝことなりしが。又九年八月米商會所條例を發布せらる。此條例によれば營業年限を五箇年とし。且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要することなれり。此に於て東京商社は三井八郎右衛門官許を得て【兜町】に米商會所を創立し（九年十月二日開業）。中外商業會社は米倉一平官許を得て米商會所を【蠣殼町】に創立せり（十月三日開業）。之より十六年六月まで兜町。蠣殼町の二箇所にて米相場をなし來りしが。遂にこの年（十六年）七月一日東京米商會所を兜町の一箇所となしぬ。大阪も鴻池善三郎等發起となり。米商會所の設立を出願し。其許可を得て創立せり（十一月二日開業）。東京。大阪の外米商會所條例によりて大津。赤間關。桑名。新潟。兵庫。金澤。松山。名古屋。岡山。京都。徳島（東京。大阪を加へて十四箇所）等に起れり。大阪も創業の際は發起人と米商人との間において紛議を生じ。久しく和解せざりしと。條例規則の稍々嚴密にして。從前の如く賣買自由ならざりしとにより市場振はざりしが。十年西南の役あり。つゝいて財政の變革ありて世上一般に投機業流行せしを以て。一時盛況を極めき。然るに十三年四月大阪府下の豪商紙幣價格回復を名として。多數の米穀を一時に賣出しゝ結果。米價却て騰貴し底止する所を知らざる有樣とはなりぬ。こゝにおいて大藏卿は四月十三日。全國各地の限月米商を斷然停止せしめらる。東京もこの停止までは非常の盛況なりき。そは東京從來の習慣たる入引（イレヒキ）法の專ら行はれたるによれり。この年（十三年）五月條例を改正して發布せらる。この條例の改正は仲買人の身元金を増加して（身元金千貳百圓證據金二割以上）其責任を重くし。其他種々の嚴則を設けて。賣買を拘束せられしに過ぎず。こえて十月に至り一般に停止を解かれしが。これより衰へしといふ。されば東京の米商仲買は株式の方に移るもの多かりき。これ只株式の方は諸事自由なりしによれり。大阪もこの條例の改正と同時に會所外において會所類似の業をなすもの續々起りし爲め。米商會所にとりては大に不利益を蒙りしとぞ。十四年五月に至り身元金を證據金に代用することを許され。且會所にて正誤を拒絶せざることになりしかば。各地の米商會所の商況やゝ盛になれり。然るに十五年十二月税則改正ありて。明くる十六年四月（會所税賣買手數料現收入十分の二）より實施せられしかばまた市場頓に衰へしといふ。これ世上一般の不景氣なる上規則の嚴密なると課税の重きとによれり。十八年十一月條例を改正して大に減税（會社税として約定代金千分の二を收め。仲買人税を免せらる）せられしかば。一時密賣の風減少せしもなほ證據金の割合不當なるより。東京の如きは盛に入引法行はれしかば。政府はこれを密賣脱税と見做し。つひに明くる十九年五月役員。仲買人あまた拘引せらる。これに引つゞきて米商會所の期限切迫し。とかく人氣振はざりき。東京も大阪も十九年下半期よりプールス設置の噂起りしが。遂に明くる二十年五月十四日（勅令第十一號）取引所條例を發布せらる。この際期限既につきたるを以て一箇年の延期を請願せしが。二十一年に至り農商務省は延期を許したるのみならず。米商會所約定代金千分の二を減じて株式取引所の如く萬分の六に直し。大に米商會所の負擔を減ぜられしが。其後二十三年又々延期を許し米商會所條例中米穀代用の區域を改め（正米。中米は共通代用を許すも下米は許さず）。且仲裁法を設けらる。二十六年三月（法律第五號）取引所條例の發布により從來の米商會所條例は廢せられたり。【株式取引所】明治七年十月始て株式取引所條例を發布して。政府發行の公債證書。借用證券の讓與を公認したるもの。及官准會社の株券等を賣買取引することを許さる。然れども當時これらの賣買取引をなすもの至て少く。且仲買人の身元金（五百圓）。賣買約定價價四分の一の證據金の如き其負擔に堪へざりしが如きも。幾分か設立を躊躇せしめたりき。其後公債證書の賣買日一日に其數を增加せしが。殊に九年八月銀行條例の改正ありて。銀行紙幣の抵當を公債證書を以てすることを許されしより。俄に其賣買高增加し取引の市場なき爲。大に不便を感ずるに至れり。こゝにおいて澁澤榮一。小松彰等時機の既に至れるを察し。同志者を募り取引所條例定款中やゝ當時の事情に適せざるものありしかば。條例の改正を政府に請願し。十年十二月二十六日創立證書定款及申合規則を大藏卿に捧呈し。二十八日創立允准の命に接せしも。明る十一年五月（第八號布告）新條例の公布ありしかば。新條例に準據して定款申合規則に改正を加へて再申書をいだせり。この新條例により仲買人の負擔賣買證

トリヒ

據金の制の如き大に減少せらる。この年五月二十日開業免狀を下附せられ。東京日本橋兜町五番地において六月一日より開業せり。大阪も五代友厚。廣瀨宰平等新條例により此年六月四日創立願書を大藏卿に捧呈し。十七日允准を得しかば大阪北濱二丁目十一番地(舊兩替商の共有物)に於て八月十五日開業せり。初のほどは東京。大阪とも新舊公債證書。秩祿公債證書。金祿公債證書。起業公債證書の五種のみにして。其中ことに賣買の盛なりしは金祿公債證書なりきとぞ。其後東京において第一銀行。兜町米商會所。蠣殼町米商會所等の株券漸く市場に上りしが。大阪も堂島米商會所。東京株式取引所。横濱株式取引所の株券に過ぎざりしとぞ。十二年九月(第三十七號布告)金銀貨の賣買を許され市場甚だ活潑なりき。明る十三年四月一時停止せられ。尋て條例の改正あり(仲買人を甲乙部に分ち。甲部を公債株式仲買人とし。乙部を金銀貨仲買人とす。且乙部仲買人は身元金を千二百圓にせらる)。五月四日解停の命ありしも十九日に至り更に金銀貨の定期賣買を禁止せらる。金銀貨の賣買全く禁止せられ。市場一旦衰頽せしも十三年下半期より公債株式盛になれり。依て東京の如きは米商のもの多く株式に移り來れり。其故は入引も許され證據金も安かりしによれり。十五年二月二十七日(第六十七號布告)税金を改め(賣買手數料總高十分の一。仲買人約定金高千分の一)。明くる十六年四月一日より賣行せらる。此改正によりやゝ衰微を來しゝが。十六年八月(第二十七號布告)金銀貨の賣買を許されし爲。十八年五月ごろまで銀貨の賣買盛なりき。然るをこの年五月二十八日(布告第三十九號)を發し。明る十九年一月一日より全く其取引を禁止する旨命ぜらる。又此年(十八年)十一月二十八日條例を改正して(公債證書千分の三株式萬分の六に改め。且定期内に轉賣又は買戻をなす者は其轉賣買戻に係る。税金を免除せらる)仲買人納税規則を廢止せらる。十九年四五月に至り公債株券非常に騰貴し。一時隆盛を極めたり。當時一般に公債株券を買收して一定の利子を待つの風生じ。商估爭て購求したるによれり。二十五年五月十四日(勅令第十一號)會員組織の取引所條例發布せらる。されば株式取引所。米商會所とも營業滿期を以て此條例によらしめらるゝこととなれり。されども此條例は株主並に仲買人に非常の損害を與へ。會員組織の風俗に適せざるを論じ。二十四年六月まで延期を請願せしが。つひに二十二年五月まで延期を許さる。其後更に二十一年七月井上農相は營業期限を二十四年六月まで延期を許し。歐米に行はるゝブールス取調の爲め農商務省より官吏を派遣すると同時に。新舊兩取引所よりも亦取調委員を派遣せしめられたり。二十三年九月九日株式取引所。米商會所とも三箇年の延期を請願せしが。陸奥農相は翌十月條例を改正して延期を許されたり。改正の要は仲裁法を設くること。二十四年七月以降仲買人の身元金を二千四百圓(以前は四百圓)となすこと。取引所每半期通常積立金の外尙利益金十分の二の別途積立金をなすこと。各取引所の株式を市場に於て賣買せさること。各種賣買約定平均相場の定め方を改正すること等なりき。二十六年三月(法律第五號)取引所法發布せられ。此年十月一日より施行せらるゝこととなれり。よりて株式取引所條例。米商會所條例。取引所條例何れも廢せられ。更に新取引所條例によらしめらる。

【横濱洋銀取引所】明治の初年より横濱には默許の姿にて南仲通二丁目に洋銀相場所ありき。此に出入するものは仲買人及其手代に限ることにて。其賣買高多き時は百萬圓に上れりと云。皆直取引にて預合をなしゝとぞ(市場の景況により日歩をとりしが。紙幣の方に取るを逆日歩といひ。銀貨の方にとるを順日歩といふ)。賣買の預合をなし置く場合には每日の平均直を以て其損益の計算をなし。差金の取遣をなすに過ぎさりき。當時銀貨の取引に從事する者は皆專業者にして。東京の米商株式などゝ連絡を通じ居るもの少かりき。十二年二月洋銀取引を禁止し。株式取引所條例によらしめらる。よりて其税金も亦之に準していださしむることとなれり。十二年二月開業以來は定期賣買も盛なりしが。從來直取引預合の習慣行はれし爲。追々定期はやみて。直取引のみ盛に行はれしが。こは全く直取引預合の方は日々の差金を勘定するまでにて。證據金をいだすなどの不便なきによるものか。この年(十二年)九月洋銀取引所を改め横濱取引所と稱す。この際墨銀の取引を止め。貿易銀を本位として取引せしめらる(以前はすべて匁の名稱を用ゐしか。この時より錢の名稱を用ゐることゝなれり)。この時東京。大阪の兩取引所にも金銀賣買を許されしも大なる取引はなかりき。十三年四月一旦停止を命ぜられしが。五月に至り特別に銀貨の直取引のみ許されき。停止前は横濱も税金の緩みし時なりしかば。横濱に來るもの多くありて大に盛況を呈しゝが。四月以後は税金高くなりし爲大道において私に直取引するの風を生じ。九月に至り拘引せられたるものありしもこの風なほ止まざりき。さ
十八年五月兌換券條例發布の爲其終りをつけ。横濱取引所もつひに休業せり。
れば仲買人は米商會所に移るもの多かりき。

【取引所】明治十九年の半頃より取引所改正論朝野の間に起りしが。遂に二十年五月十四日(勅令第十一號)取引所條例を發布し。ついて六月一日取引所條例施行細

則を發布せらる。當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止し。この條例によらしむることゝし。二十年九月一日より施行の旨を達せらる。政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し。歐米に行はるゝブールスの法をとり。會員組織の公設市場に改むるとて。この條例を發布し。現行取引所條例制定說明書。同條例注釋。同施行細則注釋などいふものを農商務省の商務局より編纂して配布せられき(ブールス Bourse といふ名の起原は。元和蘭領にて後白耳義國に屬せしブリウジユ府 Bruges に。十三世紀より十六世紀に亘りて。已が紋所なる革の錢囊三個を門上に彫刻しおきしとて。名高く世に傳へらるゝヴワン、デル、ブールスといへる富豪家の名よりいでたるなりといふ。さて十三世紀より十四世紀の間この家宅を倉庫となし。又商人の宿泊所となして誰いふとなくヅ、ブースと呼なしけるとぞ。其後ゼノア、フロレンスあたりの商人集り來りて伊太利亞人の役所をこの家におきしが。この家の前にて爲替手形の賣買をなしけるより。つひに取引所の名とはなりぬ。千四百六十年アントウアーブの市役所にて。此名稱組織を用ゐて一の取引所を建築せしが。其後千五百三十一年には宏壯なる建築物となし。他の取引所の模範となれり)二十年八月一日河野敏鎌外百六名にて東京取引所設立の特許を得たり。東京は日本橋阪本町に設立の計畫をなしゝが。米商株式をも俄に廢すべからざるとて頻に延期を請願し。つひに一年間延期を許さる。二十一年九月井上馨農商務大臣となり。ブールスの容易に行はれさるを看破せしかば。舊取引所を延期し且米商會所の納稅千分の二を減じ。株式の如く萬分の六に直さしめ。大に米商の負擔を輕からしめたり。二十二年六月商務局次長南挺助を歐米に遣し。ブールスの調査を命せらる。これと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣すべきことを訓諭せらる。よりて東京取引所創立委員小川爲次郎。東京株式取引所肝煎相良剛造。同取引所株主總代小野友次郎の三人も亦歐米に赴きて。ブールスを調査せしが。二十三年に至り。これらの委員歸朝し延期說を主張せしかば。時の農商務大臣陸奥宗光更に舊來の取引所を延期し。米商會所に對しては代用區域を定め。上米中米は共通代用を許すも下米は許さゞる事とし。且仲裁法を置かる。こゝに於て東京。大阪の取引所は解散することゝなれり。二十六年三月(法律第五號)取引所法を發布せられ。從來の株式取引所條例。米商會所條例。取引所條例を廢し。更にこの新條例を發布せしめらる。此改正によりて取引所の組織を株式。會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきと云ふ。されども其設立は株式組織のもの多くして。會員組織のものは僅に六個所あるのみ。以上日本商業史に記するところ也。二十六年取引所法の發布は取引所の設立を促し。東京に於ては株式。期米兩所のほかに商品取引所あり。大阪には米穀(堂島)。株式(北濱)の兩所のほか。綿絲木綿取引所。油取引所。砂糖取引所あり。其他橫濱市の五品(專ら生絲)等。皆隆盛に至れるも。東京に於ける十二商品取引所の如きは營業振はず。且つ從來米穀の集散地にもあらぬ箇所にまで。濫立の弊は東京乃至大阪等の相場を標準として。之に依りて一種の空賣買を試む等の弊起り。明治三十四年に入りては解散を命ぜられしもあり。自ら解散せしもありて漸く其數を減少するに及べり。

【取引所稅】同稅律は前記中にも散見するが如し。明治二十六年三月一方取引所法發布と共に。一方取引所稅法(法律第六號)にて公布され。定期賣買につき商品有價證券賣買各約定代金高萬分の六箇とし。國債及地方債證券同萬分の三箇と定らる。

トリミ 鳥見は。德川幕府の頃。將軍の御獵地を巡視し。禽鳥の景況を視察し。併せて人民の禽鳥保護の規程に反くもの。又は狩獵の規程を犯すものを監視したり。其の威權を弄し。賄賂を貪りし弊害ありて。之を禁せしことタカガリの條下に見ゆ。當時府下にて大なる樹木を伐るなどにも。禽鳥集散の影響あるを以ての故にや。鷹匠頭に屆出で。鳥見の實地臨檢を得て認可を與へられたりと云へり。

ドリヤウカウ 度量衡の三器は。上古には其の製法完たからず。故に今これを詳らかにする能はず。先輩の說に據れば。中ごろ之を唐制に採りしより稍ゝ其の制備はるものと見えたり。然れども先輩諸家の說く所亦區々にして各見解を異にせるものゝ如し。鎌倉足利二府。及織豐二氏に至るも。三器の制亦未た全く備はらす。地方によりて用器を異にするの風習あり。德川氏に及んで。漸くこれ等の制法を設けられしと見えしが。獨り尺度の如きは。租稅志尺度の考案。及度量衡に關する取調書等に據れは。幕府の時量衡の二器は。之が管理の法有りと雖とも。尺度は未た其法あらず。隨意に其製作使用を許すと見えたり。按するに衡は衡座守隨彥太郎世々之を製造販賣するの命を受け。枡は人々之を製造したるも。町年寄の極印を受けざれは之を使用し得ざりしが如し。然れども是江戸若くは幕府天領の間にのみ效力ありて。諸侯の領地は其領內の定に依りし者なるべし。今古來度量衡の沿革を叙するに方り。三者の錯雜せんことを恐る。故に今之を三項に分ち。先つ第

一項に度を揭け。而して逐次量衡等に及ふべし。又引書排列の如きも。本條は姑く著書の新古を問はす。一に讀者の觀覽に便せむがため。今租稅志の大成せるものを首に置き。餘は之が參考に供す。下量衡の條亦之に倣ふ。

【尺度】租稅志云。度は邦言さし。又ものさしと云。物を指し渡して長短を度る義なり。上古未た之有らさる時。四指を以て小なるものを度る。之をつかと曰ふ。つかみて其長短を知るの謂なり。臂を舒て大なるものを度る。之をひろと曰ふ。兩手をひろげて其の長短を知るの謂なり。古語拾遺に據るに。神代の時天御量なるもの有り。以て營造雜作の用に供せり。量邦訓はかり。度と同し。古今要覽に出雲風土記の千尋栲繩。此天御量もちて大神の宮造り奉るといへる等の證を引て。其尺度たることを辨す。然れとも人代に至て。猶手指を以て物の長短を言ふ。即ち所謂天御量は獨り神代に用て。人代に傳らさるなり。田令集解に據るに。古者地を度るに高麗尺を用ふ。而して其何の時に傳るを詳にせす。蓋し神功皇后西征の後。阿直岐。王仁等齎す所有て。遂に以て地を度るの尺と爲すなるへし。大寶令の時地を度るに猶此尺を用ふ。和銅六年に至て改て令の小尺を以て大尺と爲し。地を度る等皆此尺を用ふ。爾後遵用して其制を改めす。即ち曲尺是なり。和名抄之をまかりかねと訓す。其名蓋し木匠用尺の矩形なるに起るなり。古來尺度を論するもの無慮數十家。率ね其見解を異にす。而して令集解は尤も古に近きを以て之に據り。間ゝ諸家の論說を採摘し。以て之か槪畧を示すのみ。」神代伊弉諾尊伊弉冊尊。磤馭盧島に降居し。八尋の殿を化作す(日本書紀一書。古事記)。伊弉諾尊帶る所の十握の劍を拔き。軻遇突智を斬て三段と爲す(日本書紀一書。古事記。按に尋は即ちひろ握は即ちつかなり。紀記載る所を通觀するに。大抵握を言へは八握十握。尋を言へは八尋九尋なる者多に居る。皆其物の大小を槪言する者の如し。允恭帝の紀海底を測て六十尋と言ひ。孝德帝の紀塋域の制を記して。王以上の墓は其外域方九尋高さ五尋。上臣の墓は其外域方七尋高さ三尋。下臣の墓は其外域方五尋高さ二尋半と云ふか如きは。其實測に係ること知る可し。之を要するにつかひろ本邦尺度の濫觴なり。因て今首に是二條を錄載す)。景行天皇十二年十月。天皇將に賊を討んとして柏峽の大野に次す。其野に石有り。長さ六尺廣さ三尺厚さ一尺五寸云々(日本書紀。按に古昔尺度を擧るもの此に止らす。古事記に景行天皇御身の長け一丈二尺。御脛四尺一寸。反正天皇御身の長け九尺二寸半。御齒長さ一寸廣さ二分と云ひ。書紀に御木の僵樹長さ九百七十丈。日本武尊身の長け一丈。仲哀天皇十尺。地を掘ること丈餘。虹見ゆ。蛇の如くにして四五丈。及び伊勢の朝日郎物部大斧手を射て楯二重甲を穿ち。竝に身肉に入ること一寸と云ふか如き是なり。荷田在滿の本朝度制略考に云ふ。孝德天皇以前に用ゐる所。何なる尺たることを知るへからす。古事記。日本紀等に。景行。仲哀。反正天皇等の御長を擧けたること。甚た長大なるか如きは。蓋し其尺今より短からん。但古今相距ること甚た遠し。其詳得て考ふ可らすと。狩谷望之の本朝度量權衡考に云。皇國の尺度を用ひし始は。未た何の時なるを知らす。應神天皇。雄畧天皇の世に。吳織。漢織。衣縫等渡り來り。仁賢天皇の世に。高麗より工匠を獻し。敏達天皇崇峻天皇の世に。百濟より佛工。造寺工を獻せし事。古事記。日本紀に見えたり。此時必す尺度をも齎し來らん。然れとも唯裁縫營造に用て。諸物を度るにあらざるべし。然るに紀記に物の長短を記せしは。皆史を修めし人の言にして。其世々に尺度を用ひし證とは爲し難しと。之を要するに唯丈尺を擧るのみならす。寸分に及ふを以て之を觀れば。度制畧考の說是に近しと謂ふ可き也)。孝德天皇大化二年正月朔日詔。凡そ田長さ三十歩廣さ十二歩を段と爲し。十段を町と爲せ。凡そ絹絁絲綿は竝に鄕土の出す所に隨へ。田一町に絹は一丈。四町に匹を成せ。長さ四丈廣さ二尺半。絁は二丈二町に匹を成せ。長廣絹に同し。布は四丈長さ絹絁に同し。一町に端を成せ。別に戶別の調を收めよ。一戶に貲布一丈二尺。凡そ官馬中馬は一百戶毎に一匹を輸せ。若し細馬なれは二百戶毎に一匹を輸せ。其馬を買ふの直は一戶に布一丈二尺。凡そ仕丁は舊の三十戶毎に一人なるを改て。五十戶毎に一人以て諸司に充て。五十戶を以て仕丁一人の粮に充てよ。一戶に庸布一丈二尺庸米五斗云々(日本書紀。按大化の時【高麗尺】を用ひ。五尺を歩と爲す。田制總錄に詳なり。本朝度制畧考に云。孝德帝の比より用ゐる所の【常用尺】は。唐制に依て唐の常用尺なるへし。然れとも唐には【大尺】にして。我には【小尺】なり。是尺今の曲尺に同し。和銅六年に至て改て大尺と稱し。其六分尺の五を以て小尺と爲す。而して其大尺を度地以下の常用尺と爲し。小尺は唯晷景を測るにのみ之を用ゐること。延喜雜式に載せたるが如しと。今是說に從ふ。乃ち本條擧る所の絹絁布は。皆曲尺の度と爲す。是より後布帛の丈尺を言ふ者枚擧に遑あらす。復之を一々せす)。文武天皇大寶二年三月八日。始て度量を天下諸國に頒つ(續日本紀。類聚國史。按天皇即位の四年。藤原不比等等に勅して。律令を撰定せしむ。所謂度量は即ち令中著す所。令成るに隨て之を頒つ也。下の雜令の按に詳なり)。「令。內印は方三寸。五位以上の位記及び諸國に下す公文は即ち印せ。外印は方二寸半。六位以下の位記及び太政官の文案は即ち印せ。諸司

トリヤ

の印は方二寸二分。官に上る公文及び案移牒は即ち印せ。諸國の印は方二寸。京に上る公文及び案調物は即ち印せ(公式令。按内印は天皇御璽是なり。外印は太政官印是なり。諸司の印は中務之印等是なり。諸國の印は山城國印等是なり。今曲尺を以て古來傳る所の御璽諸印を度るに。其定度に及はさること一二分なるもの間ゝ之有るも。率ね曲尺の度に合へり。唯大寶三年の御璽と云ひ傳るもの有り。曲尺の方二寸二分なり。此を以て三寸と爲して度を起せは。其一尺は曲尺の七寸三分三釐三毫三絲三忽不盡なり。以て唐の小尺に擬するも猶短きこと寸餘と爲す。本朝度量權衡考此御璽を以て贋造の物と爲せり或は然らん)。凡そ杖に皆節目を削り去てよ。長さ三尺五寸。囚を訊し及び常行の杖は。大頭徑り四分。小頭三分。笞杖は大頭三分。小頭二分。枷は長さ四尺以下三尺以上。杻は長さ一尺八寸以下一尺一寸以上(獄令。按和名抄唐令を引て云。笞は大頭二分小頭一分半。諸杖皆節目を削去し。長さ三尺五寸許と。唐我曲尺に合する者を以て大尺と爲し。諸物を度るに之れを用ふ。本朝此を以て小尺と爲し。諸物を度るに亦之を用ふ。笞杖兩頭の少しく異なるは蓋し制を異にするなり。其の長は即ち粗同し。彼此常用と爲すこと亦以て知るへし)。凡そ官私の權衡度量は。每年二月大藏省に詣て平校せよ。京に在らさる者は所在の國司に詣て平校し。然る後用ることを聽るせ(關市令。按職員令に據るに。大藏省權衡度量賣の事を掌る。而して又左右京職東西市司。攝津職。皆度量を掌ることを記せり。京職の集解に云。其量を掌る所以は地租を收れはなり。但度及び權衡も亦掌ると。蓋し大藏省は之を總掌するなり。量衡の條復た一々せす)。凡そ度は十分を寸と爲し。十寸を尺と爲し。一尺二寸を大尺一尺と爲し。十尺を丈と爲せ(雜令。按義解に云。度は分寸尺丈引なり。長短を度る所以なり。分に北方秬黍の中なる者。一の廣を以て分と爲す。秬は黑黍なりと。唐律疏議に唐令を引て云。度は北方秬黍の中なる者。一黍の廣を以て分と爲す。十分を寸と爲し。十寸を尺と爲し。一尺二寸を大尺一尺と爲し。十尺を丈と爲すと。漢書律歷志に云。度は分寸尺丈引なり。長短を度る所以なり。本と黃鐘の長に起る。子穀秬黍の中なる者。一黍の廣を以て之を度る。黃鐘の長を九十分して。一を一分と爲す。十分を寸と爲し。十寸を尺と爲し。十尺を丈と爲し。十丈を引と爲す。而して五度審なりと。蓋し漢志是事を載るを以て。李唐開國制度を定るの時に當り。亦其說に沿襲す。必すしも黍を累て度を起すに非さるへし。本朝大寶令唐制を採用す。故に亦仍之を註するなり。而して義解唐令に依て之を言ふときは。則ち本朝の大小尺唐制と異ならさるもの、如し。然とも

田令集解に云。令五尺を以て歩と爲すは。是れ高麗法。高麗の五尺を以て今の尺大六尺に准すれは相當ると。集解は龜川帝の時に成る。和銅一定の後復た尺を改めされは。則ち其尺は今の曲尺たること知るへし。令の五尺和銅以後の六尺に當れは。其一尺は曲尺の一尺二寸なり。令の制大尺を以て地を度る。故に藤井貞幹の好古小錄に云。本朝令の小尺は即ち唐の小尺にして。今の吳服尺なりと。本朝度制畧考に云。本朝令の小尺は唐の大尺にして今の曲尺なり。大尺は高麗の度地尺にして今の吳服尺なりと。小錄は義解唐令に依るを以て濶と爲し。略考は唐大尺を常用と爲し。本朝小尺を常用と爲すを以て據と爲すなり。而して累黍の說に據て之を考ふるに。本朝度量權衡考爲す所。縱橫黍を累て尺を成すの圖。其橫黍尺は曲寸の八寸許にして。縱黍尺は一尺許なり。縱黍を以てすれは。小錄言ふ所の如くなりと雖も。一黍の長と言はすして一黍の廣と言ふ。其橫黍たること審なり。此に由て之れを觀れは。略考の說を優れりとす。又本居內遠の田制租法に云。令の大小尺は唐制に傚ひたるなり。然るを地を度るは大なるを便利とすれは。令に五尺と有る名は用ひながら。高麗尺をもて步を度りしなり。此尺は大尺の一尺二寸を一尺とせしなりと。乃ち三樣の尺を以て皆令の時のものと爲すなり。義解全く唐令に依るを以て之を觀れは。亦存して一說と爲すへきなり。而して其用尺を說くこと諸家異同有り。貝原篤信。伊藤長胤其著す所和漢名數。制度通等に於て。唯唐制に依ると言ふのみ。其意蓋し今と異ならすと爲すなり。荻生茂卿の度考に云。開元錢唐書明に。徑八分と言ふ。吾邦の尺を以て之を校するに。亦八分なり。故に知る吾邦の尺亦唐制に稟ることをと。中根璋の律原發揮に云。法隆寺の唐尺は即ち木匠用る所の曲尺なり。今の曲尺を以て之を校するに。九寸八分弱半分に當る。即ち一百二十七分尺の一百二十五なりと。中村欽の三器攷畧に云。本朝唐の大小兩尺を承け用ふ。其の大尺は和州法隆寺の木匠尺を以て正と爲す。曲尺の九寸九分三釐六毫強に當ると。本朝度量權衡考に云。法隆寺に洞簫と云ひ傳る笛一管あり。實は尺八なり。唐の呂才之を作れり。此笛の長を度るに。曲尺一尺四寸五分五釐。是を一尺八寸として度を起せは。其一尺は曲尺八寸零八釐三毫三絲三忽不盡。是れ唐の小尺にして。大尺は此尺一尺二寸なれは。曲尺九寸七分なり。是れ我古尺なり。今の曲尺は其譌長したるなりと。最上德内の度量衡說統に云。唐の常用尺は乃ち累黍尺の一尺二寸なり。我邦の九寸七分許に當る。和州法隆寺所藏の聖德太子携來の唐の大尺は。九寸八分有奇。凡そ銅器年を經れは漸く伸ふ。法隆寺藏する所は銅尺なり。故に一分有奇訛替す。此尺

トリヤ

傳て後世に至て終に曲尺に異ならすと。藤本廉の三器彙考に云。文武令は率れ唐制に依る。本朝唐尺を用るの始なり。唐尺は今の尺の九寸五分八釐二毫。後訛長して今の尺と同と。栗原信充の度量衡考補正に云。大寶令載る所の大尺唐の大尺と同くして。即今の鐵尺なりと。諸說概れ斯の如し。發揮攷略據る所の尺は。傳て上宮太子の遺物木匠承け用る所と爲す者なり。其の製牙を紅にし。背面皆花鳥を鏤して寸を識し。側四點を以て其半を示す。而て寸を刻するを半にして止む。其總身長さ曲尺の九寸八分四釐強。發揮言ふ所の如し。攷略の度る所は恐くは傳寫を以て誤るなるへし。法隆寺又同製の尺を藏す。側に四點無く長さ九寸八分弱と爲す。本朝度量權衡考に。以爲らく是尺唐の鏤牙尺にして。六典中尙令に見ゆる者なり。白居易賜尺を謝する表に云。紅牙を尺と爲し。白銀を寸と爲す。美にして度有り。煥として以て相宜ふ。咫尺の顏違らす。分寸の功未た效さすと是なり。即ち唐の大尺なれとも儀物にして用尺に非す。陸奥國耶麻郡大寺村慧日寺に瑠璃尺有り。平將門の女如藏尼の遺物なり。大抵法隆寺の尺と同し。唯靑を以て彩するを異とす。法隆寺の尺に比すれは四釐許長し。儀物を以て其製精しからす。據と爲し難しと。所謂木匠尺亦此類のみ。說統是尺を以て銅尺と爲し。以て金屬年を經て伸ふるの說を主張す、彙考は據る所を明にせす。而して度量衡考據る所の尺八。實に洞簫にあらすとするも。呂才の傳に云。才尺八を製す凡そ十二枚。長短同しからすと。法隆寺藏する所果して何の管そ。長短知る可らず。故に皆從ひ難し。然らは則ち何を以て之を斷せん。土御門家に永承の鐵尺を藏す。蓋し尺範なり。俗稱して三種尺と曰ふ。表に二尺を刻す。短きは今の曲尺と同し。長きは曲尺の一尺二寸五分八釐。裏に一尺を刻す。曲尺の一尺二寸なり。又權大納言難波宗建摸する所の養老の大小尺有り。大は曲尺と同し。小は八寸三分四釐弱。其曲尺と同きものは論を俟たす。八寸三分四釐弱なるは。即ち唐の小尺にして。和銅以降本朝亦小尺と爲すものなり。一尺二寸なるは令の度地尺にして後世裁縫に供し。吳服尺と稱する者なり。一尺二寸五分八釐なるは。後世鯨尺と稱する者當に是尺なるへし。是れ亦裁縫に用る所なり。然れとも鯨尺は曲尺一尺二寸五分を以て一尺と爲す。蓋し後世曲尺に依準して之を改るならん。夫れ曲尺は古今の常用と爲す所なり。養老已に此尺有り。永承に至て復た改更する所無く。以て今に至れり養老の大寶を距るを僅に十數年此間訛替すること無かるへし。是に由て之を觀れは。古今果して異ならさるなり。往々諸器物に就き毫忽を爭て古を攻むるもの有りと雖も。竟に左支右吾を免れす。故に今先輩の說に依り。今の曲

トリヤ

尺を以て大化以來の古尺と爲す。屋代弘賢。色川三中は令尺を以て本朝固有の者と爲せり。是れ以て一說と爲すへし)。凡そ地を度り銀銅穀を量るは。皆大を用ひよ。此外は官私悉く小なる者を用ひよ(雜令。按義解に云。量とは權衡升斗相兼るの稱なり、文に唯銀銅を擧て金鐵を言はさるは。金は銀より貴く鐵は銅より賤し。即ち貴き者は小を用ひ。賤きものは大を用ふ。文に言はすと雖も。亦須く准知すへしと。蓋し地と穀とは度量の大を用るを分明なりと雖も。金類は甄別し難きを以て。義解特に之を詳にするなり)。凡そ度量權を用る官司は皆樣を給へ。其樣は皆銅にして之を爲せ(雜令。按官司は義解に。大藏省及ひ諸國司の類と爲す。樣を給ふは獨り其使用のみならず。亦以て平校を取らしむるか爲なり)。凡そ地を度るは五尺を步と爲し。三百步を里と爲せ(雜令。按當時高麗尺を大尺と爲し。以て地を度る。其一尺は曲尺の一尺二寸。五尺は曲尺の六尺なり。三百步を里と爲すは今の五町也。乃ち公式令の行程馬日に七十里は。今の九里二十六町步。五十里は今の六里三十四町。車三十里は今の四里六町なり。其餘里程を言ふもの皆此に傚へ)。元明天皇和銅六年二月十九日。始て度量調庸義倉等の類。五條の事を制す。」同年四月十六日。新格竝に權衡度量を天下諸國に頒下す(續日本紀。類聚國史。按田令集解。和銅六年二月十九日の格を引て云。其地を度る六尺を以て步と爲す。又云格に六尺を以て步と爲すと云ふ者は。則ち是れ令の五尺內の積步。名を六尺積步と改るのみ。其地に於ては損益する所無しと。令は五尺を以て步と爲し。格は六尺を以て步と爲す。而して地に於て損益する所無きは。格の尺令の尺の六尺の五に當るなり。又集解高麗の五尺。今の尺大六尺に准すと云ふに據れは。此時令の小尺を以て大尺と爲し。其六分五の尺を以て小尺と爲すなり。延喜式載る所之に同し。其權衡度量を頒下するは。蓋し制度を變するを以てなり)。七年二月二日。上總國言す。京を去ること遙遠にして貢調極て重し。請ふ細布に代て頗る負擔を省かん。其長さ六尺濶さ二尺二寸丁每に二丈を輸し。三人を以て端を成さんと之を許す(續日本紀。類聚國史。按屋代弘賢の古今要覽に云。法隆寺に現存せる聖德太子の御崗の裏の細布。即ち曲尺二尺二寸餘あり。裁縫の後年を經たれは延ひたるにも有るへしと。亦以て其常用尺を徵すへし)。元正天皇養老四年五月二十一日。尺樣を諸國に頒つ(續日本紀。類聚國史。按本條唯尺樣を頒つことを言て。修制の意を見す。是時和銅六年を距ること未た遠からす。仍て尺樣を頒て以て其範を取らしむるなり。其模尺前に出す。今徵するに足る者は此に由れるなり)。桓武天皇延曆十七年十月二十日勅。度量權衡先に定製

有り。平校して行ひ用ふ。亦令條に具す。然るに所司怠慢にして曾て遵行せす。大小意に任せ輕重人に由る。收納濫多く蠹害尤も甚し。自今以後宜く此弊を改て。升尺等の類は大藏省に就き法に依て平校し。永く奸源を絕つへし。若し此制に違はゝ□嚴科に寘け（類聚國史）。按古昔度量の今に傳る者大小一ならす。殆と眞を亂るに至れり。今此勅に據て之れを考るに。官吏の私を營むに出るもの多きに由れるなり）。凡そ度量權衡は官私悉く大を用ふ。但晷景を測り湯藥を合するは。則ち小なる者を用ふ。其度は六尺を以て步と爲す。以外は令の如し（雜式）。凡そ度量權衡等は朝集使に附け。大藏省に就て依均平校し。官に申して頒下す（延喜內外交替式。按令の制在京の人は大藏省に詣て平校し。外國の人は其國司に詣て平校す。延暦以後皆大藏省に就て法を取らしむ。而して前條所謂度量權衡は。即ち和銅以來の法と爲す。此時竝に著して以て式と爲すなり。是より後復た度制を變更すること無しと雖も。武家の時に至て年歷久遠。其常用尺小差を生するもの無しとせす。說第二度條中に詳なり。而して小尺は其用少きを以て後世漸く廢絕せり）。」又云中葉以降尺度一に和銅の製に循ひ。其大尺即ち曲尺にして。凡そ地を計り物を度るに皆之を用ふ。德川氏の時享保尺。又四郎尺。折衷尺の諸種有り。皆曲尺に外ならす。今工匠の使用する曲尺の背に刻する一尺は。表面の一尺四寸一分四釐二毫餘に當る。之を裏尺と稱す。是れ表面の一尺を自乘して之を倍し。平方に開て得る所即ち方斜尺なり。此尺を用る法譬へは圓徑裏尺二尺なる時は。其內に於て表尺の方二尺を得るなり。又礎尺有り。凡例錄に據るに乃ち曲尺の八寸を一尺と爲す。礎匠之を用て皮革を度る。其寸尺を何文何分と稱す。是開元錢。永樂錢徑八分なるを以て。其十枚を連接して一尺と爲すもの也。」寛正三年十月二十五日。大內制條。國中年貢麻布の寸尺は古式に從ひ。二丈八尺（鷹斗を用ふ）を以て一端と爲す。又より布は六丈五尺。或は二丈六尺（各鷹斗即ち和銅七年の符なり）を以て一端と爲すへし（大內家壁書。按鷹斗又竹量に作る。即ち曲尺なり。屋代弘賢云。鷹尺は曲尺の一尺一寸五分に當ると。和訓栞の一說に之を一尺二寸と爲す。皆鷹の巢を作て食を子に與るの距離に據て說を爲す。然とも和名抄尺をたかはかりと訓せり。且和銅の時布帛等皆大尺を以て之を度る。而して是條原註七年の符を引く。乃ち其尺にして名は訓を假るに過ぎざるのみ。其麻布一端の長を曲尺二丈八尺。二丈六尺等と爲すこと短に違るものゝ如し。然れとも其廣さ率ね二尺內外と爲すなり）。後水尾天皇寛永三年十二月七日。征夷大將軍德川家光令。織物の寸尺絹紬は一端に曲尺長さ三丈二尺。幅一尺四寸。布木綿一端に長さ三丈四尺。幅一尺三寸たるへし（教令類纂。憲教類典。按政柄秘記に據るに。絹紬の長さ三丈二尺なるを。寛永八年に至り三丈四尺に改めり。寛文四年布帛の寸尺を定む亦同し。皆曲尺を用ふ。玉露叢に云。寛文五年の秋木綿布の長を二丈六尺に定むと。是れ記者裁縫尺を以て言なり。官家之を用るに非す。元祿七年正月代官に達する所の文意を考るに。亦曲尺を用ふ。官家裁縫尺を用るは蓋し其後に在るなり。舊記に據るに曲尺に四種有り。所謂享保尺は德川吉宗度法に。訛外長短有るを正さんが爲め博く典籍に考へ。其由來を推究し。紀伊國熊野神庫に藏する所の大寶の小尺と稱するものを摸造して定る所なり。念佛尺は近江國伊吹山において。掘出す所の念佛塔婆に刻せる尺度を摸造するものにして。全く享保尺と同し。又四郎尺は中葉の度工又四郎なる者有り。多く木匠用る所の曲尺を造る因て名つく。享保尺より短きこと四釐。折衷尺は寛政享和の際。測量家伊能某。享保尺と又四郎尺とを折衷して作る所にして。又四郎尺より長きこと二釐と爲すと云ふ。同く是れ曲尺にして彼此異同是の如し。或は其摸製傳寫疏密一ならざる等に由れるか。舊記又云。享保尺亦長短差等一ならずと。是に由て之を觀れば。折衷尺の享保及ひ其原尺に於ける。本と是れ一物にして區別すへからす。而して折衷尺は其中を執て之を制定し。斗量の寸尺皆之に稱ひ。且養老の大尺及ひ永承の錢尺等に合へるを以て。是を曲尺の本尺と爲すなり。裁縫尺。鯨尺。吳服尺の說は第一の度按中に具れり。」又云。明治維新度量衡各舊制を承く。幕府の時量衡の二器は。之か管理の法有りと雖も。尺度は未た其法有らす。明治三年大藏省建議する所有り。專ら其處定に從事し。八年度量衡取締條例を制定す。蓋し第二度按中舉る所の如く。曲尺に享保尺。又四郎尺。折衷尺等の諸種有りと雖も。折衷尺其正を得たるにより定て用尺と爲し。裁縫尺は鯨尺を用ひ。二種の外は一切之を廢せり。取締條例は三器を併せて文を爲す。因て此に揭け量衡には之を略す。」今上天皇明治八年八月五日達。度量衡取締條例。竝に檢査規則種類表等左の如く定るにより。各地便宜の所に就き。製作所。賣捌所を設け。從來の弊害を除くに注意施行すへし。但度量衡の原器檢印竝に器械は大藏省より交付すへし。」取締條例度量衡三器（權衡は桿秤。天秤竝に分銅相屬して三器の一とす）の製作は。向後各地方に於て製作所每器一个所。製作請負人每器一名と定め。管廳相當の者を選て之を命すへし。製作請負人を命するときは。其居所姓名を大藏省に申出て。製作免許鑑札を受け之を下付すへし。但休業により代業人を命するときは。右鑑札を收めて大藏省に返納し。新鑑札を受て下

トリヤ

付すへし。從前の枡秤改役座方は。製作所に於て新器發賣の日より之を廢す。但身元人物相當の者は。更に製作請負人と爲すも妨け無し。三器賣捌所東京は各器五六个所。西京は二三个所。大阪は三四个所とし。其餘は各地方に於て管轄地の廣狹に應し。適宜其數を定め。相當の者を選て之を命すへし。賣捌人を命するときは。賣捌免許鑑札を大藏省より受け。之に其廳印を押捺して下付し。其居所姓名等を即時同省に申報すへし。但休業により代業人を命するときは右鑑札を收めて新鑑札を下付すへし。各器製作所賣捌所は。各其標札を揭けしむへし。度量衡の原器は。各二箇を大藏省より配付するにより。一は製作請負人に下付して規範と爲さしめ。一は管廳に備へ檢查の照準と爲すへし。度量衡の原器に附屬する器械。竝に檢査印章製作順序番號印等も。大藏省より配付すへし。各管廳に於て各器檢査は。檢査規則の如く一々新器檢印を打記して下付すへし。舊器の檢査は。新器發賣の日より日數三百日と定め。檢査規則の如く一々檢印を打記して下付すへし。三器の稅額及ひ製作所の利益は左の如くたるへし。製作の諸材料竝に一切の諸費を。出來品の高に割合。之を各品各所の原價とし。右原價に二割四分を加へ。之を賣捌所の通價と定む。其二割四分の內壹分(二割四分の二十四分一)稅金。殘二割三分(製作所。賣捌所)利益。稅金は檢査印章を打記して下付する器物に課し。各器製作請負人より收入すへし。右利益製作所。賣捌所の割合は。工作と賣捌の多少に應し。適宜に定るは妨け無しと雖も。原價及ひ通價は制限を超えしむへからす。製作所。賣捌所とも私に通價を高下すへからす。犯す者は律に照して處分すへし。但原價は製作所より書出さしめ。其增減は其時々申報せしむへし。賣捌所に於て通價の外。製作所より道路の遠近に應し運賃を加へ。其地の價を定るは妨け無し。但各地の定價は賣捌所より通價竝に運賃の割合書を添て申報せしむへし。各地の賣捌所は何地の製作所より買入るゝも隨意とす。且同業中互に賣買するは妨け無しと雖も。私に支店取次所等を設けしむ可らす。製作所に於て檢印無き器を賣り。又は他人濫に製作すへからす。犯す者は其器を沒收し。律に照して處分すへし。但尺は尺杖等一時假用の爲め目盛を爲すの類。枡は芋。烏芋等を量るものゝ類例外たるへし。製作所の外私に尺秤の目盛直し。枡の緣鐵打替。及ひ斗概の修覆等を爲すへからす。犯す者は其器を沒收し律に照して處分すへし。賣捌所に於て製作するは一切禁制たりと雖も。權衡賣捌所にて紐緒の附替を爲すは之を許す。但緒紐代手數料等は近傍同業者と協議して其價を定め。管廳に書出さしむへし。權衡製作所。賣捌所の外。私に緒紐の附替を爲すへからす。犯す者は其品を沒收し律に照して處分すへし。製作所。賣捌所とも管廳官員時々巡見し。諸帳簿點檢の上書上。原價の當否及ひ製作高。賣揚高等を審査すへし。且商家と雖も時宜により用器の正否を探偵すへし。製作所。賣捌所とも不正の所爲有る時は。其職業を停止し。代人を命して大藏省に申報すへし。且其犯狀により律に照して處分すへし。新器發賣の日より三器とも。賣捌所の外賣買を禁するにより。自用の器にして檢印有るものを賣んとせは。賣捌所に於て相當代價を以買取るへし。但三器は平人の賣買を停止すと雖も。秤錘皿枡の緣鐵弦鐵等を取離し。古鐵と爲して賣買鑄潰するは妨け無し。舊器檢査日限を過き。檢印無き器を以て商業に用ふ可らす。犯す者は律に照して處分すへし。從前の枡座。秤座及尺工は。自今製作賣捌とも停止たりと雖も。舊器の檢印打記のものは。新器發賣の日より百五十日間に賣捌所に於て相當の割引を以て買取り。更に發賣せしむへし。舊器の賣買は收稅に及はす。(檢査規則尺度の檢査は舊器新器とも渾發を以てすへし。其法渾發を以て尺度を挾み。其挾む所の長を尺度の長とし。之を曲尺の原器に較し。適合するものを曲尺の正器とし。之を鯨尺の原器に較し。適合するものを鯨尺の正器として檢印を打記し。且尺名印(曲尺は曲字鯨尺は鯨字)を押捺すへし。其の原器と長短差等を生するものは不正として檢印すへからず。」尺度は曲尺を以て原尺と定め。種類は曲尺鯨尺の二種に限る。但製作器品は竹木鐵黃銅。其他各業の便宜に就き其寸尺。或は三寸五寸。或は一尺二尺。其寸法を以て製作すへし。其木匠曲尺の裏目は曲尺一尺の方斜にて。一尺四寸一分四釐二毛餘を一と立て。勾配等を定むるに便用するにより。其規矩を以て目盛を爲すへし。

尺度比較

曲尺を鯨尺に較す		鯨尺を曲尺に較す	
曲尺一尺	鯨尺八寸	鯨尺一尺	曲尺一尺二寸五分

(按是れ三器の改定規則を發表せんか爲め。豫め地方官に達する所なり。同九年二月十九日布告。度量衡三器種類表の如く改定す。各地方に三器製作所。賣捌所を設け。本年三月十五日より新器を發賣せしむ。從前の枡座。秤座は同日より之を廢す。各地方に舊器改所を設るにより。三月十五日より十二月二十五日までに。舊器を改所に出し檢査を受くへし。期日を過き檢印無きものを商業上に用ることを禁す。時宜に依り官吏商家に入り之を視察すへし。但改所に於て檢査の上新器に適合する

分は檢印し。廢すべき分は廢字を印して返付すへし（按三器を改定するは其議既に久し。故に前條條例は預め地方官に達し之を改作せしむ。爾來府縣新器の成るを告く。因て此を布告實施する也。是條規則尙數條有り。且三器種類表を副ふと雖も。皆八年八月の條に具載するを以て復た一々せす）。右尺度の制。古今の沿革。租稅志に徵し參考に供す。抑々度制の如き。吾が上代に自然の制規ありて。後世之に準據せることなどは。夢にも知らぬ人多く。只何事も支那の定めに傚ひしとのみ思へるが如し。皇國度制考云。比呂。古事記に伊邪那岐。伊邪那美二柱神の段に。於二其島一天降坐而。見二立天之御柱一。見二立八尋殿一云々。木花之佐久夜毘賣の段にも。作二無レ戶八尋殿一云々。神代記にも。於二秀起浪穗之上一。起二八尋殿一而云々など有り。また履中天皇紀。山城風土記などに。八尋屋と云をも書り（倭姬命世記には。八尋機屋と云もあり）。八尋は。殿の廣機の度と云るにて。八は必しも七八と數ふる八には非ず。彌の約りたる言なり。凡て八重。八雲。また八十。八百。八千。其外八某と云こと。古の常なり。皆同じことにて。唯重なり多きを云り。尋は兩手を伸たる長さを云ふ。今人も然して一尋と定むるなり。其は手を廣げて度る故に。一廣げ二廣げの意なるべし（漢國にても舒レ肘知レ尋など有れば。上代には然有けむを。八尺と定めしは。稍後の事なむ。御國には今も猶八尺をば云はず。況て神代は思ひやるべし。且八尋矛と云も有るを以て。八八六丈四尺に非ぬを悟るべし）。尙幾尋てふ言の所見たるは。古事記及神代紀に。一尋和邇。八尋鰐。千尋繩。八尋矛。千尋栲繩抒有り。比呂と云ひし度りの樣。是にて知べし　○都加。古事記に。伊邪那岐命。拔二所佩之十拳劒一。斬二其子迦具土神之頸一とある所の師說に。十拳劒は。登都迦都留岐と訓べし。八拳鬚。七拳脛などの例なり。拳は摶にて。四指を竝たる長を云。下に掬字をも書き。書紀には握字を書り。上代に手して摶みて。幾摶と物の長を量れるなり。然爲こと今も遺れり（束るも。手して物を摶集るを云ふなり）。さて十拳は。劒身の長さを云なり（纂疏に。柄之量とあるは。都加と云語になして誤給へるなり。柄を都加といふは。握處なる故なり）。書紀には。九握劒。八握劒と云もありと云れき。上古に都迦と云ひし度わざの趣。是にて知べし　○阿多（漢には之を咫と云）。神代紀に。天照大御神の天石窟に幽居ませる段に。中枝懸二八咫鏡一とある。御鏡の事を古事記に。於二中枝一取二繫八尺鏡一と有りて。其本注に訓二八尺一云二八阿多一とあり（日本紀には訓注なくて唯旁訓にやたかゞみと有るのみなり）。師說に。尺當レ作レ咫と。延佳が云るぞ宜き。こは全く寫誤れるものなり云々。但し此八咫を。八頭八花崎の義に釋れたれど。其は偶に思ひ謬られし說なり。然らば其義いかにと云ふに。古今に種々の說の多かる中に。古く兩手を相加たる廣さと云るぞ正說なる云々。咫の本語は阿多なるが。其は軈て手の義なり。故其橫徑を用ひて。物の長を度るを阿多と云ひ。其數の彌加れるを八咫と云ふ。一手の廣さ四寸なれば。兩手にては八寸なり。其度れる御鏡なりし故に。八咫鏡と申すと云る義にて云々。凡て古は。物のほどを度るに。手もて幾尋。いく束など云て物する事の。今もなほ遺りて然り。種々の度量の器どもは。悉後にから國より傳へ參せたるなり（また木などの太さを度るに幾抱といひ。小きを指と人指。或は中指もてまはして。左右手片手。その物の大小のほどに從ひて。幾まりと云ひ。また件の如く。指を開きて豎さまに渡して長さを量るに幾俣といふ事あり。古へもしか有けらし。また矢の尺を量るに。何束何伏せと云へること。中昔の記錄どもに見えたり。伏とは指を伏せ竝べて。指の數もて幾伏と定むる事にて。人みなの能知れる事なり。其らの定めの如く。小さき物を量るには。上に云へる如く指を開たる間もて度りて。幾阿多と云へるなるべし。已既に山家人の。然して物を度るを見たる事のありし）。さて其指間は大凡そ度尺の一寸許ある物なれば。御記などに徑八寸許とあるに符合へり（延暦の內宮儀式。延喜の大神宮式などに記されたる。大御神の御正體を納奉る御樋代。深一尺四寸。內徑一尺六寸三分と見えたり）。○都惠。丈は古く都惠と訓來れり。師說に丈と云は。もと杖を以て。物の長さを度りしより出たる名なり。萬葉十三に。杖不足八尺乃嘆とよめるを。一丈に足らぬ八尺と云つゞけなり。百不足八十など連くるに同じ。契沖云。杖はもと丈字なり。丈夫の策なる故に木を加て杖に作れりと云り。○伎。伎陁。古事記垂仁天皇の段に。景行天皇の御身長一丈二寸。御脛の長四尺一寸と有る所の師說に。寸を伎と云ふは。刻の意なり。萬葉一卷に。たまきはるを。玉刻春とも書きて。伎に刻の字を借り。伎と云そ。伎陁。伎邪牟などの本語なると見え。反正天皇の御齒の廣さを。二分と有る所に。二分は布多伎陁と訓べし。分を伎陁と訓ゆゑは。景行天皇紀に。碩田と云ふ國名見えて。此云二於保伎陁一と有るは。和名抄に。豐後國大分。於保伊多とある地なり（伎を伊と云は後の音便なり）。是伎陁に。分字を用ひたり。寸分の分の意なるべし。さて寸も刻の意なるときは。分と同くして。別なきに似たれども。凡てかゝる類の名は。意は同けれども。少か意の異れるを以て。別ち云こと。例ある事なりと有り。篤胤この師說に本づきて。仍深く考ふるに。我が太古には。赤縣の分に當る度は。決めて無りし事と思ふ由あり。其は師說の如く。寸分の分を。伎陁と訓る例なき

は更にも云ず。漢說の入交らざる以前の古傳に、度數の事の出たる說は。許多あれど。分とまで云る古說は。一も有ヿ無ければなり（古事記に反正天皇の御齒の廣さを。二分と有れど。此は漢土の度制をも。既に聞知れる後の傳なれば。我が古にも。分と云ふ度の。固有せりと云ふ證とは爲がたし）。然も有らば。和名抄に分を佊陁と訓ること有るは。何と云ふに。分字もと分別の義なる故に。段字を佊陁と訓むと。同じ意に用ひしなり。其は神代紀。また古事記に。火之迦具土神の事を。斬爲二三段一と見え。彼御誓の所に十拳劒打二折三段一など有る師說に。段を佊陁と訓むは。和名抄に。筑前國鞍手郡新分。爾比岐多とある。此分字を岐多と云ふに同じ。豐後國大分郡も。於保佊陁なりと有にて知るべし（天武天皇紀に大分君惠尺と云ひし人あるは此大分郡によれる姓なるべし）。さて寸を佊と訓むは。刻の意にて。分を佊陁と云ふに同義なること。師說の如くなるが。寸は固有の度なれば。事も無きを。後に赤縣の分といふ度をも用ふる事となりしかば。後には止ことを得ず。寸と同義なる佊陁てふ訓を用ひずば。得有るまじく成たれど。允には穩當ならぬ訓にこそ。」また藤貞幹の好古日錄及び小錄云。晉前尺。近家宿禰云。以二曲尺六寸六分五厘弱一爲二周尺一尺一。以二周尺一尺二寸一爲二古尺一尺一。是古來所レ傳之秘說也。幹按。古尺は即晉前尺也。余嘗古錢（元狩五年鑄。五銖錢。鍾官赤側錢。太貨六銖錢。常平五銖錢。布泉錢。五行大布錢。白錢五銖錢。已上眞正大樣者）を以て晉前尺を起す。一尺曲尺の八寸許なり。國朝制養老以前晉前尺を用ゆ。器用の寸法。皆此による。此間の古印章も問考に備ふべき者あり。古法帖載る所の秦璽亦一證とすべし。近家宿禰の說。實に傳る所あるヿを知る。」また云小尺。一故家傳る所の古尺（以レ竹造レ之）。實に千年の古色ありと云。近家宿禰嘗て摸造す。今の小尺（卽曲尺）に短き二厘弱也。按に上文に所謂周尺の一尺二寸。古尺の一尺（曲尺八寸弱）なる者と。毫忽の長短なし。」又云。古尺。延享中伏見に塾師あり。田中某と云。塾徒古銅尺を以書鎭とする者あり。其尺和漢辨す可らす。古色蒼然愛すべし。其家久く藏る所と云。曲尺を以て計るに八寸七分五厘を一尺とす。何等の尺なるをしらす。後の考を俟。大寶令の制は。晉前尺を用るヿ。大寶の內外印等の寸法を以て知るべし。養老制令より唐の大小尺を用ゆ（按和銅六年格より。唐の大小尺を用ひ始めしならむ）。小尺は今の曲尺、大尺は俗に云吳服尺也。又俗云鯨尺は唐の御府尺也。しかるに長一尺八寸一尺六寸に作るべし。八寸は誤なり。巨指端より踵端に至て一尺六寸。此を半にして八寸にあたる所を以度るに廣六寸。」また云几帳尺。東大寺に几帳尺と云を用ゆ。曲尺と同し。」吳服尺。

古昔布帛及衣服を度るは大尺を用と云。按に續日本紀云。天平八年五月諸國調布長二丈八尺。闊一尺九寸。法隆寺に天平勝寶八年の調布（布のはしに。常陸國信太郡中家鄕戶主。大伴□□調布進納。天平勝寶六年十月の二十七字あり。賦役令に凡調布具注二國郡里戶主姓名年月日一と云者也）あり。闊大尺の一尺九寸なり。帛布をはかるに大尺を用るの明證とすべし。又續教訓抄に襲裝束の裁縫を載す。其寸法大尺を以はかる者也。是衣服を度るに大尺を用る證とすへし。然れは大尺に吳服尺の名あるも古きヿとみゆ（按東大寺所傳。天平寶字三年越中國射水郡開田圖を寫す所の布。御府尺を以度るに一尺九寸有奇。同身寸は。中指の中節を以一寸とす。本邦食指の節を以尺を起す法あり。此を以衣服を製するに亦大小長短。各其身にかなふ。然るに其原始をしらず。」又善菴隨筆云。吾邦古へ唐制に倣ひ。尺に大小の二樣あり。大尺の一步は五尺。小尺の一步は六尺。これ五尺六尺と。名を異にする迄にて。大尺の五尺は小尺の六尺。小尺の六尺は大尺の五尺にて。度の長短に變りはなし。たゞ地を度る尺杖は。大尺の五尺を用ふるヿにして。雜令に凡度レ地五尺を爲レ步とありて。定制の樣に思はるゝなれど。時に臨て小尺を用ふるヿもあるにや。令集解に和銅六年二月十九日の格を引て。其度レ地以二六尺一爲レ步とも見えたれば。當時大小の二樣とり交ぜ通用するヿなりし。御いへ（蓋德川幕府を指す）にては紛はしき故を以てにや。慶長年中より。槩して小尺の六尺を用ふるを制度と爲し給ひぬれど。昔より大尺の五尺を以檢地せし所は。別に檢地帳を書改むるヿ無く。其の儘にて差置れ。若し新に檢地するときは必ず御定法通り。六尺一步の間竿を用ふるにぞ有りける。然るを地方懸りの有司文字無ゆゑ。一步を一分と心得違し。間竿に一分の有餘を加へ一間六尺一分とし 二間竿にして一丈二尺二分を用ひしより。遂には御規定の樣に心得今日に至ては。六尺一分。天下の制度となりたり。廣大なる地面の上にて。何の損益ありて。一分を加へ給ふ理あらんや。六尺一步なればこそ今に檢地帳奥書に。六尺一步之間竿を以て。一反三百步の積御檢地相極と書來るヿなるを。或人の六尺一分と書て指出せしヿの有しに、該府にて一步と書く仕來の法に相違するとて尺の字に書直し。被二申付一之由。故に縣令も其跟官も何の故とも知らず。只此尺の字のみ限り。分の字に書くましきヿの樣に心得。堅く先規を守るヿにそ有りける。若容易に分の字に書改めなば。今日に在て誰か六尺一步の步なるヿを知るべけんや。」一話一言に。槐記抄を引て甲辰五月九日。三器通考拜借す。尤秘すべき由仰らる。それに付兼て仰らるゝ通り。日本にてはきと知れざるものは御府の周尺な

り。法隆寺の尺もしかと周尺とも定がたし。御府の尺より長し。御府の周尺は六寸四分弱。法隆寺の周尺七寸餘あり。しかれば迚も尺と云ものには證にし難し。何ぞ外の器にてこれが三寸ある器也と云ものが出れば。代々の尺をそれに合せて。三寸に當る尺を何の代の三寸と究めて。その世からわり出すやうにすれば。終に成べきとなり。是に付て淡海公の令に載たる。天皇の內印外印と云ものあり。御所にも其璽をおされたる者あり。これが令の寸法內印三寸。外印二寸八分とあり。これに代々の尺を合せて見れば。漢の尺が下(丁か)ど當る。是を本にして代々の尺をわり出すからは。成そうなもの也と仰らる」といへり。又大澤淸臣。大尺。小尺。吳服尺等を論して云。雜令に凡度十分爲レ寸(一尺二寸爲二大尺一尺一)。十尺爲レ丈。また凡度レ地用レ大。此外官私悉用二小者一と見えたる度は。東大寺正倉院所傳の天平尺と稱するものにて。乃今の曲尺と等しからす。而るに度制畧考。好古小錄等に。令の小尺は今の曲尺なり。大尺は今の吳服尺なりといへるは違へり。皇國度制考に件の燕說を信して。法隆寺なる鏤牙尺。慧日寺なる瑠璃尺なとを摸せる圖も。曲尺に合ふへきものにして。本朝度攷辨のやゝ正しきに似たる說を。訛とせるはかへりてひがとなり。さはいへど度攷辨の說も。かの天平尺は見ることのかたかりし世なりしかば。僅に鏤牙尺瑠璃尺なとの歷尺を徵として。眞度に據れるにあらされは。また少しく訛謬なきにあらす。いでかの天平尺の狀をいはむ。象牙以て作れるは曲尺の九寸七分九厘の長さを百分に刻み。木以て作れるは一尺四寸六分七厘の長さを百五十分に刻めるものにて。一尺の長さはいつれも同し。牙尺は鯨尺の七寸八分五厘にあたり。木尺は一尺一寸七分八厘に當れり。此牙尺は雜令にいはゆる小尺にて。小尺の一尺二寸すなはち大尺の一尺にて。曲尺の一尺一寸七分四厘の長さ也。また是を吳服尺といふ。奈良の布商むかしより傳へ來て布の匹端を攷むるに。近年まで用ひしもの是なりとそ。實に鯨尺の九寸四分に當れり。又公式令に內印方三寸。外印方二寸半。諸司印方二寸二分。諸國印方二寸とみえたるを。いにしころ正倉院文書を由ありてこと〴〵く見ける序に。件の文書に捺せる印の大小をかの天平の小尺にて度試るに。一として合さるものなし。故にまた曲尺を以て試るに。內印は二寸九分四厘。外印は二寸四分四厘。諸司印は二寸一分六厘。諸國印は一寸九分五厘ありき。かゝれは前件に載する諸說の信しかたきとを知るへきなり(洋々社談)。以上覽者の參考に供す。

【量】租稅志云。量は邦言ます。多少を數て漸く加へ倍すの義なり。上世田實を收るに。其稻を刈て之を束ね。大小法を握中に取り。之を計るに束數を以てすと雖も。其粟米と爲すに至ては。豈之を量るの器無るへけんや。其の由て來る遠きこと推知すへし。而して國史に見ゆるは顯宗紀を始と爲す。然とも當時果して何の量を用ることを詳にせず。舒明帝の時始て斗升斤兩を定む。令集解等の書に據れは。是を令前の大升と稱して稍唐量より大なり。此量大化に廢して白雉に行ひ。大寶に止て和銅以下長保に至るまで之を用ふ。大化の量は唐量に同くして。大寶の令之に依る。集解に據れは此量を減大升と稱す。長保以下用る所を宣旨升と稱す。此量延久の修飾を經て。所謂京升なる者を用るに至て廢替す。近世古量と稱するは大抵是宣旨升を謂なり。」顯宗天皇二年。歲比に登稔して。百姓殷富に。稻斛に銀錢一文(日本書紀)。欽明天皇十二年三月。麥種一千斛を以て百濟王に賜ふ(日本書紀)。舒明天皇十二年十月。始て斗升斤兩を定む(扶桑略記。一代要記。按是歲大化二年に先つこと六年と爲す。田制を以て之を考るに。大化以前の一升量は令の大升の一升四合四勺に當る。之を求るの術令の一步は方五尺にして。穫る所の米一升なり。大化以前の一步は方六尺にして。穫る所の米一升なり。六尺自乘して三十六尺と爲る。之に令の一升を乘して三十六升を得。又五尺自乘して二十五尺と爲る。之を以て三十六升を除すれば。即ち一升四合四勺なり。此量蓋し是時を以て定るなり。本朝度量權衡考に云。推古帝の朝始て隋に通せしより相繼て往來す。舒明帝の時は正に唐の世に當れば。必す唐量に依らんと。横山由淸の度量權衡考に云。令前の大升は唐量に據て定たる減大升より以前に用たる量にして。大化以前も通用したる量なるへし。其制は上古より用ひ來りしや。或は六朝の制に依りしや。或は三韓の制に依りしや。今皆知り難しと雖も。大概は崇峻帝の時傳へたる權衡に依り。其大一斤の穀を容るへき量を一升とせしにて。舒明帝の時に斗升斤兩を定むるとあるは。即ち此大升ならんと。田令集解等の書明に令前の量を謂て大升と爲し。令の量を謂て減大升と爲す。是に由て之を觀れば。由淸の說を當れりと爲す。蓋し當時高麗尺を以て地を度る。其尺度唐制より大なり。直に唐量を用ひ難し。故に此に依準して稍其製を大にす。之を大升と謂なり。是量即今の京升六合零二撮有奇に當る。下條雜令の按と參觀すへし)。孝德天皇大化二年正月朔日詔云々段の租稻二束二把。町の租稻二十二束(日本書紀。是時田長さ三十步廣さ十二步を段と爲し。十段を町と爲す。而して其租稻二束二把を以て段の租と爲し。二十二束を以て町の租と爲すは。是より先の大升を廢して。減大升を用るなり。此量

京升の四合一勺八撮有奇に當れり)。文武天皇大寶二年三月八日。始て度量を天下諸國に頒つ(續日本紀。按同書白雉三年の條に云。段の租稻一束。半町の租稻十五束と。乃ち大化の減大升を廢して復た大升を用ふ。是令前大升の稱有る所以なり。令に至て又之を廢して。大化の減大升を用ふ。故に田令に云。段の租稻二束二把。町の租稻二十二束と。皆制地に隨て其量を異にするなり)。令調の副物十四丁に樽一枚三斗を受く。二十一丁に樽一枚四斗を受く。三十五丁に樽一枚五斗を受く(賦役令。按令小量を以て常用と爲す。乃ち其三斗は今の四升一合八勺四撮强。四斗は今の五升五合七勺九撮强。五斗は今の六升九合七勺四撮强なり)。凡そ廐は細馬一匹。中馬二匹。駑馬三匹に。各丁一人を給し。穫丁は馬毎に一人。日に細馬に粟一升。稻三升。豆二升。鹽二勺。中馬に稻若くは豆二升。鹽一勺。駑馬に稻一升。乾草五圍。木葉二圍を給し。靑草は之を稻せよ。皆十一月上旬より起て乾けるを飼ひ。四月上旬より靑きを給せよ。其乳牛は豆二升。稻二把を給し。乳を取る日に給せよ(廐牧令。按稻に升と稱するは半糠米を謂ふなり。圍は令に周り三尺と注せり。粟。稻。豆は大量を以て之を言ふ。即ち細馬の日給六升は今の二升五合一勺强。中馬二升は今の八合三勺六撮强。駑馬一升は今の四合一勺八撮强。而して鹽は小量を以て之を言へは。二勺は今の二撮七八强。一勺は今の一撮三九强。乾草五圍。木葉二圍の外之を給す。其乳牛の稻二把は一歩の地穫る所にして。其實と藁とを併せて之れを給するなり)。斛を用る者は。皆概を以てせよ(關市令。按義解に云。概は量なき斗斛を平にする所以なりと。今の所謂とかきなり)。量は十合を升と爲し。三升を大升一升と爲し。十升を斗と爲し。十斗を斛と爲せ(雜令。按義解に云。秬黍の中なる者一千二百を容るゝを以て籥と爲し。十籥を合と爲と。唐令に云。量は北方秬黍の中なる者一千二百を容るを以て龠と爲し。十龠を合と爲し。十合を升と爲し。十升を斗と爲し。三斗を大斗と爲し。十斗を斛と爲すと。而して六典通典及舊唐書。皆二龠を合と爲すに作れり。漢志に云。量は龠合升斗斛也。多少を量る所以なり。本と黃鐘の龠に起る度數を用て其容を審にす。子穀秬黍の中なる者千有二百を以て其龠に實し。井水を以て其概を準す。龠を合するを合と爲し。十合を升と爲し。十升を斗と爲し。十斗を斛と爲す。而して五量嘉しと。蓋し宇文周の時玉斗なる者を獲て。實に以て古周の物と爲し。此を以て律度量衡を製す。隋唐之を承て法物と爲し。以て冠冕を製し晷景を測り湯藥を合する等に用ひ。別に大度。大量。大稱を造て以て時用に適す。其銅斛の銘に云。大唐貞觀十年。新令の累黍尺に依て律を定め龠を校し。故嘉量を成す。古玉斗と相符すと。其量古嘉量に據て之を造ると審なり。而して漢は周の法に依る。故に漢志に依て之を記す。本朝の令唐制を採用す。故に義解亦之に依る。本朝度量權衡考に。義解十龠を合と爲すを以て。此に據て小量を今の六合六勺三撮弱を受くと爲し。大量を今の一升九合八勺八撮弱を受くと爲す。而して唐量を論して云。龠は本と黃鐘の管を謂ふ。龠の積は八百一十分二龠を合と爲す。其積一千六百二十分。十合を升と爲す。其積一萬六千二百分。此を以て量を起せは。其小量は今の一合三勺二撮五餘。大量は今の三合九勺七撮餘なりと。荻生茂卿の量考に。唐量を論して云。試に黃鐘の龠を算するに。圍九分を九千絲と爲す。徑一圍三の率に據れは。積六百七十五萬絲長さ九寸を以て之に乘して。六千零七十五萬絲と爲る。而して周量一釜は六斗四升方一尺深さ一尺。其積千寸約するに絲法を以てすれは一千萬萬萬と爲る。六十四分にして一升を一十五萬六千二百五十萬萬絲と爲す。又十分して一合を一萬五千六百二十五萬萬絲と爲す。又二分して二龠の積を七千八百十二萬五千萬絲と爲す。合はす。劉徽の率。祖冲之の約率。李治の率。王莽の法に據るも。猶且合はす。故に今黃鐘の龠を取らす。一に嘉量を以て斷を爲す。玉尺は即今の八寸三分三釐三毫三絲。自乘して六十九萬四千四百三十八萬八千八百八十九と爲る。又八三三三三を以て之に乘して。五百七十八萬六千九百六十七萬五千九百二十八萬七千零三十七を得。六四を以て之を歸して。一斛の積九百零四萬二千一百三十六萬八千六百三十八萬五千九百九十五を得。今の升法六四八二七を以て之を約して。一斗三升九合四勺八撮一零三二を得。小量は今の一合三勺九撮四八。大量は今の四合一勺八撮四四なりと。前條擧る所廐牧令細馬日料の粟稻豆。令所謂穀を量るは大を用るに據るに。本朝度量權衡考に依れは。其六升は今の一斗一升九合二勺八撮。而して別に乾草五圍。木葉二圍を給す。豈勝て食ふ可んや。故に又小升を用るの說有り。乃ち今の三升九合七勺八撮に當れり。又其所謂唐量に依れは。二升三合八勺二撮にして。量考の所謂唐量に據れは。二升五合一勺强と爲す。粗其率を同ふす。然とも究竟黃鐘の說は據る可らす。尺度亦關係する所有り。故に今量考の說に從ふ。古來是量を稱して減大升と爲す。意ふに令前の大升に別つのみ。若夫れ藤井貞幹の京升六合四勺量を令の小升と爲し。一升九合二勺量を大升と爲し。別に九合六勺量を減大升と爲し。中村欽の積六二五の量を以て令の大升を說き。藤本廉の三合三勺九撮量を令の大升と爲す等は。皆其據所を詳にせす。故に措て之を論せす)。元明天皇和銅六年四月十六日。新格竝に權衡度量を天下諸國に頒下す(續日本紀。

類聚國史。按是歲二月。度量調庸義倉の類五條の事を制す。故に之れを頒下するなり。租税沿革篇に云。和銅六年改定の度の大小尺は。唐の大小尺にて。其大尺は大寶令の小尺に等きと。延喜雜式の文にて明なり。量は却て大寶令に唐の大小量を用しを。是時には令前の大升を以て大量とせられたりと。田令圖解抄に云。大化已前の量は所謂大升なり。白雉。和銅。弘仁。延喜皆是なりと。皆田令集解等に據る)。式。凡そ公弘の運米は五斗を俵と爲す。仍て二俵を用て駄と爲す(雜式。按和銅以來令前の大升を以て常用量と爲す。式著はす所之に同し。乃ち是五斗は京升の三斗强に當る。因て三俵を以て一駄と爲すなり)。後三條天皇延久四年九月二十九日下知。斗升の法は長保の例に據り用ふへし(扶桑略記。按長保は一條帝の年號なり。延久四年に先つと六十餘年。諸書未た其量の由て起る所を見す。唯難波家古升裏書に云。方面五寸竪深さ二寸五分。立積六十二分半。養老大尺を以て度る。長保新製の官升寸法立積全く此升に同し。慶長新製の京升以前天下諸國に通用すと。所謂養老の大尺は度條中圖する所。難波宗建の摸尺たること知るへし。乃ち今の曲尺と全く同し。此を以て之れを算すれは。京升の九合六勺四撮有奇を受く。又愚管鈔。東齋隨筆等の書に據るに。後三條帝量を審かにせんと欲し。自ら籏竹を抽て之か準と爲し。成るに及んて庭砂を試み。然る後之を用ふ。後世遵奉して宣旨升と曰ふ。此量施て戰國の際に及へり。今令式以來用る所の量を索るに。其正量と認むへきもの存する有るを見す。唯奈良博覽會出す所。大方某所藏の慶雲量方四寸八分深さ二寸三分五釐なるもの。及ひ攝津國菟原郡住吉村の人吉田某所藏の長和量方五寸七分四釐。深さ二寸九分六釐なるもの有り。慶雲量を以て令の二升量と爲し。長和量を以て式の二升五合量と爲せは皆粗合へり。後世往々便用の爲め升量を合併するもの有り。乃ち太宰純の經濟錄に所謂甲州武田氏の二升五合量の如き是なり。古量は尤も小にして。人家日用之を苦むにより。應に合併して之を造りしなるべし。又古量に宣字を烙印するもの有り。好古小錄に以て宣旨升と爲せり。然とも其量大小一ならす。或は方四寸六分深さ五寸一分弱。或は方三寸六分有奇。深さ一寸九分弱なりとす。本朝度量權衡考」に延久の宣旨升に非さることを疑へり。之を要するに年所悠久にして其實を詳にし難し。故に皆之か圖を省略せり)。又云中古以還武臣割據。社寺亦所在天邑を保有す。是を以て量制多く其私便に任し。尤も錯雜なりとす。然れとも今其主と爲す所を推すに。長保以來已に宣旨升を遵用す。豐臣秀吉田制租法を改定するに及ひ之を廢して。一般京升を用ふ。德川氏亦之に從ひ升座を設置して之を作り。且他の不正のものを檢察せしめたり。」後醍醐天皇元德二年五月二十二日宣。米穀は民の天國の本也。頃年豐饒なるに。近日和市の定らさるに由て衆庶の飢饉有り。太た然る可らす。所詮新穀出現するにより。弘安の例を以て宣旨一斗を錢百文に宛て交易すへき者なり。此度の法弘安の例に準す可らすと雖も。寛宥の儀を以て此の如く定下する所なり。違亂の輩に於ては嚴密の沙汰有るへし(東寺執行日記。按宣旨とは宣旨升を謂ふ。當時諸國私量多しと雖も。長保。延久の制に仍り。此量を以て正器と爲すなり。本文及東鑑。東寺古文書等以て明徵すへし。東寺古文書に云。寛元二年山城國紀伊郡燈油田一町の分錢五百文。油一斗代宣旨斗定と。東鑑に云。建長四年白米二石宣旨斗定と。又難波家古升裏書に云。慶長新製の京升以前天下諸國通用すと。是れ卽ち宣旨升なり。其の餘古文書に散見するもの尙鮮しとせす。康正二年の量有り。刻記して觀音講升と曰ふ。其徑深全く宣旨升と同し。其名を異にするは寺領に用るに由るなり。又長祿三年の量有り。刻記して地子升と曰ふ。其徑深さ京升と符合す。乃ち天正。文祿の法當時に出ること知るへきものなり。二のもの皆法隆寺古來藏せし所にして。今御物と爲れり。私量は山科升。近江升。段錢升。東大寺の十合升等。其種類枚擧す可らす。東寺の如きは下行升。坊用升。十三合升。佛性升等十餘種有るに至る)。後陽成天皇文祿三年六月十七日。關白豐臣秀吉令。升は京升に定む。從來の升は悉く收取すへし(文祿檢地沙汰文。按天正以來秀吉諸國の田制租法を改定す。本文乃ち其制條の一にして。伊勢國に令する所なり。其越前國に令する所。及ひ下條の如き亦皆同し。乃ち諸國一般京升の制と爲せしなり。京升は徑り四寸九分深さ二寸七分と爲す。三器考に云。升口寛斂なれば卽ち斛槩の間奸巧を容れ易し。是に於て制を改め其旁各一分を約し以て其深さ二分を加ふと。是或は然らん。其量足利氏の時已に之有り。前に載る所長祿の地子升是なり。秀吉仍て以て之か制を定めたり。多聞院日記に云。天正十四年十月奈良中賣買升中坊より京㪷を出し。鄕內家每に此を用て判を取るへし云々。其一石は今までの十合升にては一石二斗有り。萬一古升を用ふる者は。成敗に及ふへき旨令せらると。狩谷望之之を解して曰く。㪷は判の借字なるへし。今も武佐判八合判等の稱殘れり。十合とは今の八合量なりと。因て考ろに京㪷は八合量に二合を加ふるものにして。卽ち京升なり。秀吉の檢地。天正中五畿內より始む。京㪷の令卽ち其制條にして。本條に同きものとす)。慶長二年三月二十四日。長曾我部元親制條。升は國中一般京升を用ふへし。但年貢借物は上け。賣買は下けて量るへし(長曾我部元親百箇條。按

トリヤ

上けとは斗槩を用ひさる也。凡例錄に云。中古には米を量るに。斗升に山積なすと是なり)。後水尾天皇元和二年七月。征夷大將軍德川秀忠令。年貢米の升目は。自今鐵を拂て納むへし(令條。按拂ふとは。斗槩を用るを謂ふ。是時其制を一定するなり)。靈元天皇寛文九年二月十八日。德川家綱令。江戶升は一般京升に改む。因て新升一个銀四匁の價たるへし(敎令類聚。按是より以前。關東は江戶升を用ふ。明和撰要集に。其寸積を六十二箇半と爲せり。卽ち宣旨升なり。是に至て一般の制に從ふ。敎令類纂に據るに正德二年量の價を改定す。一斗量の代銀を三拾七匁五分。七升量を貳拾九匁。五升量を貳拾三匁。一升量を五匁八分。五合量を三匁七分。二合五勺量を三匁。一合量を二匁五分と爲せり。是時已に升座を京都。江戶の二所に置て。東西諸國の量を掌らしむ。凡例錄に據るに。量の制一合は徑りに二寸一分五釐。深さ一寸四分五釐。二合五勺は徑り三寸一分。深さ一寸六分九釐。五合は徑り四寸。深さ二寸五釐。一升は前按言ふ所の如し。五升は徑り八寸三分五釐。深さ四寸六分九釐。一斗は徑り一尺五分。深さ五寸八分八釐なり。同書七升量を載せす。蓋し徑り九寸四分七釐。深さ五寸八釐と爲す。一合。二合五勺の二量は。鐵緣にして弦無し。餘は皆鐵緣にして弦あり。一合より一勺に至るまで。皆升座の烙印有り。斗槩の太さは量の大小に從ひ。量背烙印の圓形を取て規と爲す。以上擧る所は米穀に用るものゝ大概なり。酒。油等に用るものゝの如きは。弦緣共に之無きなり)。八月四日令。江戶升は一般京升に改しにより。古升は來閏十月朔日より一切用ふへからす(正寶事錄。按是より後猶古升を用る者あり。翌年九月令して之を禁し。高一萬石に京升五十箇の率を以て之を買收せしむ。十一年又古升を用ふる者有らは。罪科に處すへき旨を令せり)。中御門天皇享保二年五月二十五日。德川吉宗令。無判の升は之を禁せしに。間ゝ用る者有りと聞く。因て之を嚴禁す。若し背く者有らは曲事たるへし(敎令類纂。按斗量私造の弊是後未た已ます。享保十四年又令して之を禁す。其略に云。升は通用に過不足無らしめんが爲め。其分量を檢定し烙印記證して賣付せしめ。分量の規矩と爲す。而るに私利に趨り他の妨害を顧みすして。之を私造する者有り。斯の如きは甚た無道なり。其罪免し難し必す之を糺さん。因て豫め之を嚴戒すへし)。櫻町天皇寛保二年令。似升を造る者は獄門に處す。但入實差無きに於ては中追放に處すへし(輕賤須知。按此令を下すと雖も。管理未た至らさる所有り。安永中令して座の人を諸國に遣し。不正の量を檢審せしめり。又當時一般京升を用るの制たれとも。甲州升武佐判の如きは。各其地の習慣に依て之を用ふ。凡例錄に云。甲斐國は多く武田信玄定る所の量を用ふ。其一升は京升の三升に當る。牛升をなからと稱す。小半は京升の七合五勺を受く。武佐判は上方邊民間用る所。其一升は京升の八合に當る。武佐は近江國の地名なり。昔時武佐に升座有り。」又云。量明治三年。度衡と同く制定の議有りと雖も。尺度の制未た一定せす。以て準據を取る無し。四年廢藩置縣の後貢米を收納するに。舊藩慣用のもの間ゝ異量有り。因て五年之が準器を下付し。以て姑く其一定を要し。八年取締條例を設け。九年に至て改定規則を布告す。是に於て舊來の濫を去て正に歸し。卽ち新器は穀量を七種。水量を五種と爲す。舊器の種類に比すれは穀量に七升の一種を減し。穀量水量に各五勺の一種を增す。蓋し七升の器は。素と四斗二升の苞を作るに六次して其量に充るに便す。近今其用少し。因て之を廢し。五勺の器は量數を細密ならしむるに便する所なり。取締條例改定規則は度の條に具載せり。」今上天皇明治五年八月十二日大藏省達。斗量は不日一般の制設定有るへしと雖ども。目下貢米の收納に支障すへきにより。京升準器一組を交付す。在來の斗量に比較し。容量同一のものを選ひ用ふへし。從來異量の斗量を用るものは。悉皆改正すへきにより。常用の分は東京樽俊之助。西京福非梅吉製造のものを用ひ。時々準器と比較し容量に增減無きを注意すへし。二十五日大藏省達。貢米斗量檢査規則左の如し。斗量檢査は舂き精けたる粟粒を。漏斗を以て斗量に盛ること圖の如くし。其法一斗枡を檢査するには。準器の一斗枡を甲器とし。第三圖の如く漏斗の下に置き。其鐵弦と漏斗との間に一升枡を俯せて距離を定む。而して一斗枡にて容量五分の一を增し。一斗二升と爲し。之を二分し。六升を一漏斗の量として之を盛り。一升枡を撤し弦を避て漏下せしめ。車を轉して漏斗を他の一隅に移し。復た一升枡を俯せ前法の如くし。終て斗槩を施し之を平準して甲器の實量と爲す。次に檢査すへき器を取り之を乙とし。甲器の法に依て實量を求む。而して後前法を以て甲器の實量を乙器に。乙器の實量を甲器に。彼此換移して容量の差を檢し。各過不足無きものを正器として用ふへし。五升枡を檢査するも亦前法の如くすへし。但五合枡を俯せて距離を定め。容量五分の一を增して六升を用るものとす。一升枡以下も前法に隨ひ適宜檢査すへし。但漏斗及ひ漏斗架は圖に照し。木材は便宜製作すへし。無弦の枡を用ひ來る地方と雖も。容量を以て互較するにより。弦の有無を論せす。

八年八月五日達(文度條中に載す因て之を畧す)。檢査規則舊器斗量の檢査は。斗量の原器と漏斗とを用ひ。舂き精たる粟粒を以てすへし。其法檢査すへき器(假名檢

トリヤ

第一圖

大漏斗 一斗 五升 兼用 木製

上方面八寸。高一尺四寸。下方面一寸二分

小漏斗 一升。五合。二合五勺。一合 同 兼用

上方面四寸四分。高八寸。下方面八分

第二圖

漏斗架

細キ鐵ヲ以テ適宜ニ之ヲ製ス

漏斗架ノ柱總體木製

圓方隨意

長凡一尺三寸

凡四寸

前ニ同シ

第三圖

粟ヲ漏斗ニ盛リタル圖

器）一斗桝なれは。圖の如く一斗桝の原器を取り。漏斗前位の盃上に居き。桝の中心と漏斗口となして上下相向はしめ。受笊を桝の正上に居き。漏斗口の蓋を鎖し粟粒を盛る。其量本量に凡そ二割を増し一斗二升とす（五升には六升一升には一升二合）。此の如くして漏斗の蓋を開き。漏下する粟粒を受笊の底隙より桝に漏移し。此時徐々に受笊を轉廻して。遍く桝に滿たしむるを要す。既に桝に移し終れは斗槩を施し之を原量と定む。次に檢器の容量を求る亦原器の法の如くし。之を檢量と定む。次に原檢二器の容量を互移換容すへし。其法都て前に同し。而して原檢二器の容量各有餘不足無きものは。檢査する所の器を正器とし。之に檢印を打記すへし。其容量各有餘不足を生するものは不正とし。檢印すへからす。各種の舊器斗量檢査法皆之に準す。但漏斗の製作圖に依れは漏斗口と一斗桝との距離凡そ三寸許なるへし。故に五升以下も其高さに隨ひ適宜に之か臺を設くへし。

舊器斗量検査器械竝に検査法の圖

第一圖

第二圖

第三圖

第四圖

トリヤ
トリヤ

右漏斗笠に漏斗架は。各管廳に於て製作して備ふへし。新器斗量の檢査は。斗量尺度を以て檢査すへし。其法斗量尺度を檢査すへき斗量の方深。及ひ弦鐵の幅厚に當て精密に之を檢査し。斗量尺度に適合するものを正器として之に檢印を打記すへし。其長短差等を生するものは不正とし檢印すへからず。新器斗概の檢査は。斗概の原器を以て檢査すへし。其法斗概の原器を檢査すへき斗概の圓徑。及ひ長に當て之を試驗し。其寸法原器に適合するものを正器として之に檢印を打記すへし。其長短等を生するものは不正として檢印すへからず。

新器斗量寸積

穀量	寸法	方立積分	弦厚幅	弦立方積分	差引現積	木厚	製作品
一斗	方一尺〇五分 深五寸九分一厘	六十五萬千五百七十七個餘	幅五分五厘 厚四分一厘二七	三千三百〇八個餘	六十四萬八千二百六十九個餘	六分	木品檜 斗縁弦、鐵
五升	方八寸三分四厘 深四寸六分九厘	三十二萬六千二百十五個餘	幅四分五厘 厚三分九厘九八	二千〇八十一個餘	三十二萬四千百三十四個餘	五分	同
一升	方四寸九分 深二寸七分一厘	六萬五千〇六十七個餘	幅一分八厘 厚一分九厘五	二百四十個餘	六萬四千八百二十七個	三分五厘	同
五合	方三寸九分五厘 深二寸〇九厘	三萬二千六百〇九個餘	幅一分八厘 厚一分九厘八	百九十五個餘	三萬二千四百十三個餘	三分五厘	同
二合五勺	方三寸〇五厘 深一寸七分四厘二	一萬六千二百〇四個餘	無弦			三分五厘	木品檜 斗縁鐵
一合	方二寸一分 深一寸四分七厘	六千四百八十二個餘	同			三分五厘	同
五勺	方一寸六分 深一寸二分六厘六	三千二百四十個餘	同			二分	同

水量	寸法	方立積分	木厚	製作品
一升	方四寸九分 深二寸七分	六萬四千八百二十七個	四分	木品檜
五合	方三寸九分五厘 深二寸〇七厘七五	三萬二千四百十四個餘	四分	同
二合五勺	方三寸〇五厘 深一寸七分四厘二	一萬六千二百〇四個餘	四分	同
一合	方二寸一分 深一寸四分七厘	六千四百八十二個餘	四分	同
五勺	方一寸六分 深一寸二分六厘六	三千二百四十個餘	二分	同

九年六月二十一日大藏省達。新器水量の原器は切組底のものを下付すれとも。右は製作の巧拙木材の良否により。底部膨脹の害有りと聞く。自今打附底に製作のものを交へ用ひしむるも妨け無し。」右にて古今量斗の沿革を知るべし。尙下に諸書を引く。古昔量斗に關することを參考に供ふ。

【升の名目】貞幹云。古斗。神戸氏傳へし民部省厨升（受ろ所山科升と同）。實に古制の考ふへき者なり。寶永の火に燒失す。惜へし。又古升に宣字烙印の者あり。疑は所謂宣旨升ならむ。又古斗深一寸五分。徑二寸八分五厘者有り。用る所の烙印太孝齋の三字なり。尙後考を俟。」又二十年前一大斗をみる。二升四合許を受く。蓋山科斗の三升斗ならむ。年世の考ふべきなし惜べし。又長和元年壬子造る所の斗あり。一升六合許を受く。蓋山科斗の二升斗ならむ。皆當時大斗也。底板に長和壬子□月の數字を鐫る。又四面に納世寶の三子及〳〵を黑書す。長和中の書には非るべし。〳〵何の意をしらず。後の考を俟つ。」また云。民部省厨斗（摹本存）。山科升（今存）。近江

升(武佐升同レ之今在)。東大寺十合升(今在)。成大升(見二政事要略一)。大升(同上)。民部省厨斗已下所レ受見二下文一。大寶量。和銅量(竝見二續日本紀一)。宣旨升(見二厨事類記一。按古量有下印二宣字烙印一者上。疑是矣)。錢升(見二文明十六年二月二十六日田券一。疑反錢升矣)。花園升(見二元龜元年七月二十二日田券一)。大寶已下升所レ受今不レ可レ知。」本供升(受二今升六合六勺一)。甕原(ミカノハラ)升(受二今升九合四勺八才一)。川上升(受二今升一升六勺一)。二月堂十合升(受二今升八合六才一)。寺升(受二今升六合一)。長箸升(受同二寺升一)。本供升已下南都東大寺所レ用。反錢升(南都藥師寺所レ傳天文十五年所レ造受二今升八合五勺一)。南圓堂油升(徑方五寸三分。深三寸)。稻荷御出講升(東寺中綱稻荷神會所レ用受二今升一升一合六勺一)。法隆寺大斗(寺にて太子升と稱す。徑方九寸五分。深三寸七分强。受二京升五升三合一)。法隆寺銅斗(寺にてつり升と云。受二京升六斗四升一。口圓徑二尺二寸五分。腰廻り七尺八寸三分。深一尺四分。重三貫三百目餘。銘曰重大二十六斤受二一石四斗一)。按民部省厨斗十合升。山枡升。近江升。東大寺常十合升。其の名同じからざれども。受る所は十合の八合升にして。雜令に所レ謂十合を升とすと云一升のます也。此三升を大升の一升とす。三八二升四合也。此の半分か減大升の一升にして。古升の一升二合。即時行の升にて。九合六勺。賀茂社に所レ謂九六升也。此に四勺足して今の一升ますとす。」地方落穗集云。古枡は五寸四方深二寸五分也と云り。是は一尺四面の物を四に割。竪を又四つに切れば方五寸深二寸五分と成。依て四四十六の根元一より發せし也。尤も一は萬物の起りなれば然るべき法なれ共。近代方四寸九分。深二寸七分と直せし撮を考るに。枡は萬物を改め量る器也。然るを一尺四面の物を四つ宛に截り。五寸。二寸五分にては詰たると云べし。又萬物一より發て一に歸し。一は小數の滿る處にて位を進めば。大數の極に至る。都ての物滿れば缺るの儀有り。是を以て四寸九分二寸七分に直すと見えたり。然れば四寸九分と二寸六分とも有べけれ共。左すれば古枡より量器の歩數減するにより。猶豫を付て二寸七分に直せし成べし。」又斗搔太さの事。一升枡より一合枡迄斗搔の大は。枡の底に記したる燒印の直徑を用る也。五升枡一斗枡皆右に准ず。」又善庵隨筆云。今俗間に用ゆる。武佐升といふは。方四寸六分五厘。深さ二寸三分九厘八毛にて。寸積五十一寸八分六厘餘になるなり。赤松某云。そのかみ佐々木氏江州を領する時。其國八十萬石を以て。强て百萬石に當てんかため。秤八合の升を用ひ。江州武佐の驛に倉廩を建て。米の事を司らせしより此名あり。今濃州今須驛三輪治部左衛門の家に。此升を藏せりと云。」又栗原柳菴云。天文八年九月十三日。轉會害執行記に。餅米長合升定十八石代。十六貫三百文。飯米五十二石十七貫八十八文と見ゆ。長合升は山城國相樂郡平尾村岩崎氏に藏する物。方四寸六分半。深一寸九分弱。積四十一寸餘。今升の六合三勺六撮を容る。即是延喜式の殿升なり。長合升の十八石は今の十一石四斗四升八合餘に當る。其價十六貫三百文なれば。一貫文に今の米七斗二合三勺餘を買へし。然る時は百貫文に今の米七十石二斗三升餘に當る。年に依て豐耗は有へけれ共。米價の大概を窺ひ知るへし。」

【甲州升】また甲斐國誌云。本州の枡は方七寸五分に。深三寸四分五厘七毛四(但京升三升入、。爲二之壹升一。即甲枡とも。鐵判とも。三升枡とも云。又都留郡は以二升五合一爲二壹升一。異二其制一也。はたご壹升の四半なり。是を壹酡と云。一日壹人の賄料とす(但京升七合五勺入)。方四寸五分深二寸四分零一。又四入とも名く。【なから】即ち半(ナカラ)と云義にて。端子(ハタゴ)の半分なり。壹升には八分の一に當る(但京升二合七勺五才入)。又此枡をせんじとも呼へり。方三寸六分。深壹寸八分七厘五毫なり。【小半】なからの半分なり。是を小せんじと云。方二寸八分。深さ壹寸五分五厘餘(京升壹合八勺七才五)。即ち壹升十六分の壹にして。中人以上の食に充つ。其次は壹升を十人にて食す。勞レ力者は八人飯と云。京升七合五勺を二度に食す。大抵米壹俵(京升三斗六升入)百人して食す大積也と。蓋舊說也。」府中工町に枡屋傳之丞と云者あり。造レ枡燒印を押。彼先祖小倉總次郎とて。武田家の印書を持傳ふ。又傳之丞家藏に陣米京升壹升あり。傳へ云ふ。大久保石見守國奉行の時。平岡右衛門より被レ渡由にて。岩波七郎右衛門於二役所一請二取之一。即ち京升壹升入。同五合入。同二合五勺入三品造らせらる。其御様し米なり。以レ故京升をも造り來るとなり。按に是は慶長十二年以後御料の頃なるへし。日向半兵衛奉行時同名五兵衛の印書をも併せ藏む。糀斗桶は甲州三升六合六勺六才六六入(但し京升壹斗壹升入)六桶を爲二壹俵一。即ち貳斗貳升入なり。圓徑内法口にて壹尺深壹尺。外總高壹尺二寸に造る。米斗桶は京升壹斗貳升入(但甲州升には四升)三桶にて三斗大升を爲二壹俵一。當時御收納米に用レ之。圓徑内法口にて壹尺貳寸。深壹尺貳寸。外總高壹尺三寸なり。右兩品桶屋町の彌五右衛門と云者造レ之。彼か先祖は勝村淸兵衛と云。武田家以來の印書を藏す。有レ故更二氏細井一。因て今細字を燒印に用て桶の外に押す。鐵具は鍛冶町の源次右衛門と云者造レ之。桶の内へ齋字の燒印を押す。是も齋木助三郎とて武田家の印章を藏む。古人云。昔時本州は皆糀納にして壹俵二斗入六桶に積り。壹桶は三升三合三勺三撮なり。慶長年中。國民結黨して大久保石見守。積年私曲ある事を訴二于駿府一。中郡

筋極樂寺村の郷士。新屋將監か翟魁首として筋々より蟻の如に集る。時に石見守疾く知て自殺すと雖も。奸謀愈發覺し。遂に三族を夷せらる。下吏繫レ獄者多し。然して國法寧一に歸し。諸民安堵して盡く恩を拜す。其頃神祖諭し示し給ふには。本州の籾壹俵六斗入を以て換二米三斗六升一。古來六合摺の名あれ共。其實に相當り難し。自今壹斗に壹升宛減籾を加へて。六斗六升を壹俵と定むへし。即甲州升二斗二升入なり。且又武田の時は國限の收納なれば。口米の沙汰に及ばす。以來は他國運送の事可レ有なれば。自餘の國に准據し。甲州は籾壹俵に甲州桝一升宛出すへしと云々。國民承服無二敢違戻者一。永世以爲レ法。自レ是五合四勺五才四五餘の摺に當。今の斗桶を造る所以なり。又むさ判と云桝あり。桝屋極印なく小民の榛桝に所レ造にて。無造作と云名なるへし。鐵判桝に比するに稍々重て定規慥かならす（武佐とは江州地名。天文十三年佐々木家制レ升。號二之武佐升一と云。與レ是不レ同）。都留郡の桝は甲州桝八合三勺三才三を爲二壹升一。京升貳升五合なり。小山田氏の所レ定と云。勝山神主か所藏天文十一年米八百文に。今桝四升と見ゆ。其比に始りし事にや。又二宮神社に所レ用宮桝と稱する者あり。甲州桝七合五勺爲二壹升一。京升には二升二合五勺なり。其始詳ならす。京升は天正二十年伊豆山舊記に。壹貫文に付米壹石四（安藤判升本升とも云）。此のべ米壹石六斗八升壹才（京升或京判とも云あり）。按に安藤某北條家の司レ枡者なり。又謂二榛原升一。慶長八年六月八日。小笠原秀政信州にて出せる掟書に。口籾之儀壹石に可レ爲二貳升宛一候。竹とかきにて百姓可二計渡一候。但新京升五斗入之事と見ゆ。此比より被レ用しにや。

【權衡】租税志云。衡は邦言はかり。輕重を稱量するの義なり。崇峻帝の時始て吳權なる者有り。舒明帝に至て之か法を定む。然とも何の制なることを傳へす。令式蓋し此に依て之を詳にするならん。而して令は小稱を以て常用と爲し。式は大稱を以て常用と爲す。令は之を計るに銖兩斤を以てし。式は之れを計るに銖分兩斤を以てす。唯是を異なりと爲す。式の制傳て後世に至る。其貫匁の目を用るは。蓋し近古に在りと云ふ。而して小稱令に傳はらさるは。其用廢からさるを以てなり。」崇峻天皇上毛野久比を吳國に遣され。雜寶物等を天皇に獻す。其中に吳權有り。天皇此物を勅す。久比奏して曰く。吳國以て萬物を懸け定て交易せしむ。其名を波賀理と云ふと。天皇之に勅す。他人をして同くせしむること勿れと（新撰姓氏錄。按天皇の元年は。隋の開皇八年に當れり。所謂吳權は當に是れ隋の制なるへし。但波賀理とは邦言を以て之を名いふなり。他人をして同くせしむること勿れとは。獨り其家に秘藏せしむるなり）。舒明天皇十二年十月。始て斗升斤兩を定む（扶桑略記。一代要記。按是歲は唐の貞觀十四年なり。姓氏錄に據るに。帝の時上毛野久比の男宗麻呂に。姓戸商長首を賜ふ。蓋し其父義に吳權を得て家に傳ふ。因て其子をして權衡を掌り。以て市井賣買の事を監せしむるなり。當時唐に遣す者前後數人。而して隋の時得たる所の吳權を有するものをして。商事を監せしむ。是に由て之を觀れは。本條定る所の斤兩は。隋稱を用ひ而して亦唐制に依るなり。後數年大化の時に至り。大政を皇張して多く唐制を採用す。其制大寶雜令載る所即ち是なり。而して稻束を稱るに成斤不成斤のを田令集解に見ゆ。拾芥抄に云。三斤を大一斤と爲す。四十八兩なり。大十斤を稻一束と爲す。一束一斗米に舂て五升と。四十八兩は小稱を以て之を言ふ。大稱と爲せは十六兩なり。乃ち一束は大百六十兩是を成斤と謂ふ。其の米今の三升强に當る。不成斤は此より小にして。其米今の二升九勺强に當る。田制租法を以て之を推すに。大化前及び白雉和銅以下は成斤を用ひ。大化及び大寶の時は不成斤を用ひたり）。孝德天皇大化二年正月朔日詔。段の租稻二束二把。町の租稻二十二束（日本書紀。按是れ不成斤の法に依るなり。乃ち一束の重さ大百十兩一一不盡。今の目と爲して。一貫百十一匁不盡。米と爲して今の二升九勺強。一升の重を四百目と爲せは。米の重を八百三十六匁餘と爲し。其餘を稃稃の重と爲すなり）。白雉三年段の租稻一束。半町の租稻十五束（日本書紀。按是れ成斤の法に依るなり。乃ち一束の重さ大百六十兩。今の一貫六百匁と爲す。米と爲して今の三升強。乃ち米の重さ一貫二百匁餘にして。其餘稃稃の重なり）。齊明天皇五年。高麗の使人羆皮一枚を持ち。其價を稱して曰く。綿六十斤と。市司笑て避け去る（日本書紀。按是時大小衡。未た孰れを以て常用と爲すことを詳にせす。大寶令小稱を以て常用と爲す。令は近江の朝に創製す。是歲近江朝に先つこと遠からさるを以て之を考れは。應に小稱を常用と爲すへし。乃ち六十斤は今の三貫百九十九匁不盡なり。而して綿は繭綿なり。市司因て其價を貴しと爲すなり）。令。段の租稻二束二把。町の租稻二十二束（田令。按令不成斤を以て束を成す。大化の制と同し）。凡そ調の絹絁絲綿布は。竝に郷土出す所に隨へ云々。絲は八兩綿は一斤。竝に二丁に絢屯を成せ云々。（賦役令。按令小稱を以て常用と爲せは。絲一絢は大五兩八銖にして。今の五十三匁三分三釐三毫三絲三忽不盡。綿一屯は大十兩十六銖にして。今の百六匁六分六釐六毫六絲六忽不盡なり）。凡そ稱を用る者は皆格に懸けよ。粉麵は則ち之を稱せよ（關市令。按義解に云。格は橫木稱を懸る所以なり。米屑を粉と曰ひ。麥屑を麵と曰

ふと。其の格に懸け之を稱するは。皆以て私奸を防く也」。權衡は二十四銖を兩と爲し。三兩を大兩一兩と爲し。十六兩を斤と爲せ(雜令。按義解に云。秬黍の中なるものの百黍の重を以て銖と爲し。二十四銖を兩と爲すと。唐令に云。秤權衡は秬黍の中なるもの。百黍の重を以て銖と爲し。二十四銖を兩と爲し。三兩を大兩一兩と爲し。十六兩を斤と爲すと。漢志に云。權は銖兩斤鈞石なり。物を稱り平施して輕重を知る所以也。本と黃鐘の量に起る。一龠千二百黍を容る。重さ十二銖之を兩にするを兩と爲す。二十四銖を兩と爲し。十六兩を斤と爲し。三十斤を鈞と爲し。四鈞を石と爲すと。唐令漢志に依り。義解唐令に依る。因て唐稱を考るに。唐書に云。武德四年開元通寶を鑄る徑り八分。重さ二銖四絲。十錢を積て重さ一兩と。開元錢の今に存する大小厚薄同しからさるもの有りと雖も。其重さ率ね一匁とす。本朝度量權衡考に云。六典鑄錢監の注に。皇朝武德中悉く五銖を除て。更らに開元通寶を鑄る。開元中錢濫惡にして。江淮間尤も甚きを以て。勅有て舊法を禁斷す。一千每に重さ六斤四兩。近ころ鑄る所多くは重さ七斤と云へり。此に據れは一匁に餘る者は重さ七斤の錢にして。八九分の者は江淮の濫惡錢ならん。然らば今の一匁は唐の大稱の二銖四絲にして。即ち宋以後の一錢なりと。今是說に依る。荻生觀の衡考に云。宋開元通寶に依て錢を造り秤を定む。元明亦此の製に倣て。以て錢を造るの則と爲す。所謂十錢を積て重さ一兩は今の秤に同しきを明けし。今の秤一錢の目開元錢に昉ると知べしと。中村欽の三器通攷に云。開元錢一錢は今の秤二銖半以下を得。即ち二銖四絲なり。此錢今世存するもの尙多し。而して重さ一錢に及ふもの幾んと希なり。乃ち更鑄私鑄に出る者多きに居るのみと。是皆唐稱を以て今の稱と爲すなり。今令の稱目を筭すれは則ち左の如し。而して是時銀銅を稱るは大を用ひ。其の餘は皆小を用ひたり)。小稱。銖。今の一分三釐八毫八絲八忽不盡。兩。今の三匁三分三釐三毫三絲三忽不盡。斤。今の五十三匁三分三釐三毫三絲三忽不盡。大稱。銖。今の四分一釐六毫六絲六忽不盡。兩。今の十匁。斤。今の百六十匁。」元明天皇和銅六年四月十六日。新格竝に權衡度量を天下諸國に頒下す(續日本紀。按是時常用の權衡を改て大を用ふ。故に之を頒下するなり。本朝度量權衡考に云。和銅の時改て藥を合するの外大稱を常用とせられたり。延喜式に云ふ所の斤兩即はち是なりと。而して天平元年兵衞の資物。其絲綿を言ふに皆小を以てし。其十一年駄馬の法を言ふに大を以てす。考言ふ所に據れは元年の絲綿は。舊の制に仍て小稱を用ひ。十一年の駄馬は。常用の大稱を用るなり)。聖武天皇天平元年四月十日。諸國兵衞の資物は當郡見在の郡司をして。節級して之を輸さしむ云々。上絲小二斤。庸綿小八斤を以て。竝に銀一兩に充て。即ち當土の出す所に依て銀二十兩に准せしむ(續日本紀。按小二斤は大十兩零六六不盡。今の百六匁六分不盡と爲す。小八斤は大四十二兩六六不盡。今の四百二十六匁六分不盡と爲す。此を以て銀一兩に充て。二十兩に准して之を輸さしむ。乃ち上絲は二貫百三十三匁不盡。庸綿は八貫五百三十三匁不盡なり)。十一年四月十四日。天下諸國をして。駄馬一匹負ふ所の重さ大二百斤を改て。百五十斤を以て限と爲さしむ(續日本紀。按大二百斤は三十二貫匁なり。改て百五十斤と爲すは二十四貫匁なり)。又云。鎌倉府以來。足利氏の末葉に至るまで。權衡の制令文書に見ゆるもの有るを罕なり。蓋し其制古今異なるを無きを以て之に及はさるのみ。德川氏の時秤座を京都。江戶の二所に置て之を管理し。且其法律價直等を定む。蓋し斤兩に數種有り。三才圖會に云。當歸一斤は百八十匁。平野目は二百二十匁。白目は二百三十匁。茶目は二百五十匁。分銅目は三百匁なりと。世間大抵百六十匁一斤を用れとも。品物に因て斤兩を異にする也。」文明十六年五月大內家制條。金銀の兩目は京都の大法として。皆一兩四文半錢二兩にして九文目たるに。金一兩を五匁にして賣買すること其謂れ無し。賣買の價は其意に從ふへきも。兩目は京都の大法を守るへし。若し此旨に背く者有らは。之を糺明して重科に行ふへし(大內家壁書。按文目は本と錢一文の重さ。衡の目に當るを謂ふ。唐の開元錢即ち其重量なり。匁は錢と同し文目なり。蓋し銖絲等の名廢してより此稱有り。然とも何の世に起るを審にせす。唯足利氏の時徃々之有り。茅窻漫錄に云。永享二年錢壹貫文に代銀五拾匁。康富記に云。文安四年地子銀七匁と。以て徵す可きなり。而して古來錢に幾文の稱有り。衡に幾目の名有り。合せて之を考れは。鎌倉府以前已に文目の稱有りしなるへし。古今要覽稿に云。足利氏の時秤座無しと。或る人藏する所の古秤に。一條玉屋町御秤屋天下一筑後と刻記す。一條玉屋町は京都の街名なり。御秤屋と稱するは官允を得れはなり。因て考ふるに天正中秤座を神谷善四郎に命する以前。其の管理法有しこと以て徵すへし。其の分銅の形略後世天秤の皿上に懸るもの丶如くにして。上に紐を貫く小鐶あり。神谷守隨等の用ひさる所なり)。後光明天皇承應二年閏六月。征夷大將軍德川家綱令。秤のと守隨。善四郎兩人に命す。因て六十六國都て之を用ふへし。東三十三國は守隨秤。西三十三國は善四郎秤を用ひ。直段に高下無く賣買すへし。但守隨秤を西に。善四郎秤を東に賣るへからす(正寶事祿。教令類纂。按是時古秤の正しからさるものは沒收し。其正しきものは

秤座をして烙印せしむ。敎令類纂に據るに。是より後古秤を隱す者有り。明曆元年令して之を禁す。其略に云。千木綿秤皿。秤釐等子。其の他古秤を隱すへからす。若し此旨に背く者有らは罪科に處すへしと。又寬文八年の令は文意同しきにより之を略す。幕府東國の秤座を守隨に。西國の秤座を善四郎に命するは。蓋し慶長。元和の間に有り。是に至て更に國を分定して之を命するなり)。後水尾天皇萬治二年六月十九日令。町中にて私に秤の棹。分銅。紐を改る者ありと聞く。向後之を禁す。(敎令類纂。按是れ江戶市中に令する所なり。是より向後此令に背く者有り。正寶事祿に據るに。元祿元年又嚴令を下し。二年秤座をして之を檢察せしめしに。罪を犯す者百餘人あり。因て皆之を處刑せり)。靈元天皇寬文五年三月令。金銀を權る分銅。近年贋造のものあり。向後堅く之を禁す。新造分銅の代銀は左の如し。「分銅一流數十八(此目四百六拾六匁五分なり)。此代銀貳拾五匁。五百目の分銅一。此代銀拾五匁。極印なき分銅は之れを改め。一流分極印を打つへし。三百目の分銅一。此代銀拾匁。極印無き五百目の分銅は之れを改め。極印を打つ。代銀を五匁とす。極印無き三百目の分銅に極印を打つ。代銀は三匁とす。右極印無き分銅所有の輩は。便宜京都。大阪。江戶等に就て極印を打ち用ふへし。若し來年正月以後贋造のものを私用せは罪科に處すへし(關令祿)。中御門天皇正德四年正月十一日。德川家繼令。秤の直段は左の張紙の如くたるへし。

品目	數	昔直段	卯年より	張紙
釐等子	一挺	昔直段三匁五分	卯年より五匁五分	張紙增直段不及
釐直(タメシ)秤	一挺	昔直段五匁	卯年より七匁	張紙增直段不及
小直秤	一挺	昔直段三匁	卯年より五匁	張紙增直段不及
綿秤	一挺	昔直段六匁	卯年より八匁	張紙八匁七分
大引通綿秤	一挺	昔直段九匁	卯年より拾壹匁	張紙拾三匁
大皿秤	一挺	昔直段八匁	卯年より拾匁	張紙拾壹匁六分
中皿秤	一挺	昔直段六匁六分五厘	卯年より八匁五分	張紙九匁五分
小皿秤	一挺	昔直段五匁	卯年より七匁	張紙增直段不及
千木三拾貳貫目掛	一挺	昔直段三拾匁	卯年より三拾貳匁	張紙四拾三匁
千木貳拾六貫目掛	一挺	昔直段貳拾五匁	卯年より貳拾七匁	張紙三拾六匁
千木拾六貫目掛	一挺	昔直段拾五匁	卯年より拾七匁	張紙貳拾壹匁
千木拾壹貫目掛	一挺	昔直段拾貳匁	卯年より拾四匁	張紙拾七匁五分
千木六貫目掛	一挺	昔直段七匁	卯年より九匁	張紙拾匁
千木三貫五百目掛	一挺	昔直段四匁五分	卯年より六匁五分	張紙增直段不及
千木貳貫目掛	一挺	昔直段三匁五分	卯年より五匁五分	張紙增直段不及

正寶事錄。敎令類纂。

櫻町天皇寬保二年。德川吉宗令。似秤を造る者は引廻の上獄門に處す。但懸目に差無きは中追放たるへし(輕賤須知)。三年六月令。金銀を懸合す分銅。兩替仲間にて寬文以前の古物を用ろ者有りと聞き。潰直段を以て後藤某に買收せしめ。目輕き古分銅を密に賣買する者多しと聞く。以來賣買すへからさる旨嚴命す。西國にては今に古分■を賣買する者有り。所有の者は後藤に交付すへし。但後藤より檢查の人を遣して沒收せしむへし(牧民金鑑)。同年八月九日令。秤は古來守隨に命し。檢查の者を諸國に遣して檢查せしめしに。近年多く秤を有つ者も少く出し。不正の秤は隱し。或は秤を有たすと稱して。檢查を受けさる者有りと聞く。以來必す然るへからす。尤も不正の秤は沒收すへし(敎令類纂。按是れ東國に令する所なり。西國は翌年二月之れを令す。文意異なる所無きを以て之を略す)。

桿秤量

千木秤量	盛出	星點量	錘量	衡長	製作品
上十六貫匁 元三十二貫匁	直點(タメシ) 十貫匁	百匁 二百匁	二貫匁	六尺五寸	衡白樫 衡帶純銅 錘銑鐵
上十二貫匁 元二十六貫匁	直點 五貫匁	百匁 二百匁	一貫五百匁	六尺	同
上八貫匁 元十六貫匁	直點 五貫匁	百匁 二百匁	一貫匁	五尺五寸	同
上五貫匁 元十一貫匁	直點 三貫匁	五十匁 百匁	七百匁	四尺	同
上三貫匁 元六貫匁	直點 一貫匁	二十匁 百匁	五百匁	三尺	同
上一貫二百匁 元三貫五百匁	直點 一貫匁	十匁 二十匁	三百匁	二尺五寸	同
上一貫匁 元二貫匁	直點 五百匁	十匁 二十匁	百五十匁	二尺	同
上二百匁 元一貫匁	直點 二百匁	二匁 十匁	百五十匁	二尺	同

種類	量	盛出	星點量	錘量	衡長	製作品
鈗皿秤	上二百匁 前五百匁 元一貫二百匁	直點 百匁 五百匁	一匁 二匁 十匁	八十匁	一尺八寸	衡赤樫 皿黄銅 錘褐銅
	上八十匁 前二百五十匁 元五百匁	直點 五十匁 百匁	一匁 二匁 十匁	六十匁	一尺六寸	同
	上五十匁 前百六十匁 元三百五十匁	直點 五十匁 百匁	一匁 二匁 十匁	三十匁	一尺二寸	同
鍵秤	上二百匁 前五百匁 元一貫二百匁	直點 百匁 五百匁	一匁 五匁 十匁	六十匁	一尺四寸	衡赤樫 錘褐銅
銀秤	上十七匁 前五十匁 元百六十匁	直點 十匁 五十匁	一分 二分 一匁	八匁五分	七寸五分	衡角 皿黄銅 錘
	上十七匁 前五十匁 元百六十匁	直點 十匁 五十匁	一分 二分 一匁	十一匁	一尺五分	衡黒柹 皿黄銅 錘
釐秤	上一匁二分 元五匁	直點 一匁	一厘 二厘	一匁四分	一尺五分	衡角 皿黄銅 錘
	上六分 元三匁	直點 五分	一厘 二厘	一匁	六寸	同

右は守隨の衡の定規に係れり。又弘化四年善四郎幕府に上る所の書に據て、其衡長斤兩を擧ること左の如し。

桿秤表

種目	衡長	貫目
千	一丈	上五十貫匁 前百貫匁
	九尺	上二十七貫匁 前五十六貫匁
	八尺五寸	上二十六貫匁 前五十三貫匁
	八尺	上二十五貫匁 前五十貫匁

種目	貫目		
木秤 七尺五寸	上二十四貫匁	前四十八貫匁	
七尺	上十九貫匁	前四十貫匁	
六尺八寸	上十八貫匁	前三十八貫匁	
六尺五寸	上十六貫匁	前三十二貫匁	
六尺	上十五貫匁	前三十貫匁	
五尺五寸	上十三貫匁	前二十五貫匁	
五尺	上十一貫匁	前二十三貫匁	
四尺五寸	上八貫匁	前十六貫匁	
四尺	上六貫匁	前十一貫匁	
三尺三寸	上三貫匁	前六貫匁	
二尺五寸	上一貫五百匁	前三貫五百匁	
二尺	上六百匁	前二貫匁	
最小	上二百五十匁	前百十匁	向一貫匁
皿秤 大皿秤	上二百匁	前五百匁	向一貫二百匁
中皿秤	上百六十匁	前三百二十匁	向一貫匁
小皿秤	上五十匁	前百六十匁	向三百匁
綿秤	上二百五十匁	前五百匁	向一貫二百匁
銀秤類 角衡秤	上十五匁	前五十匁	向二百匁
柹衡秤	上十五匁	前五十匁	向二百匁
繼衡秤	上十五匁	前五十匁	向二百匁
角五分長秤	上十五匁	前五十匁	向二百匁
柹衡秤	上十七匁	前六十匁	向二百匁
繼衡秤	上十七匁	前六十匁	向二百匁
小秤	上十[illegible]匁	前三十匁	
一釐直秤	一匁五分		
二釐直秤	五匁		
藥種秤	上一匁五分	前五匁	
柹衡七十匁秤	上十七匁	前七十匁	向二百五十匁

トリヤ

象牙秤
上十七匁
前六十匁
向二百匁

また云。衡。亦明治三年度量と同く制定を議し。八年條例の成るに及て。乃ち舊式に從て之か原器を確定す。其器大小共に十六種と爲し。復た舊器と增減有ること無し。要唯濫を去て正に歸し。以て慣用に便するなり。」今上天皇明治六年五月四日布告。本邦の量目に改作したる西洋形秤。本月十五日より發賣を免許するにより。大藏省檢印を證として。從前の秤と同く用ふへし（按當時專ら樅衡の改定を議す。偶ま東京の府民是器の發賣を請願する者管理の爲め極印を打記して。發賣せしむへき建議あり。尋て其極印の印影を頒布す。文に大藏省檢と云。後又大阪及東京府下に同業を出願する者有り。皆之を許可せり）。又同年十月九日布告。本邦の量目に改作したる西洋形樅衡に。大藏省の檢印無きものを用ゐるに於ては。咎め申付くへし。但螺旋機關等概量を知るのみのものは此限にあらず。八年八月五日達（尺度條中に載す因て之を畧す）。檢査規則。桿秤の檢査は。舊器新器とも其直點の正否を檢査すへし。其法錘緒を以て其直點に當て錘を垂れ。上緒を執て衡を釣り。之を試驗するに其衡水平にして左右偏重無きものは其直點を正當とすへし。次に其大小諸量點の正否を檢査するに。各種分銅（自一釐至二貫匁十七種）の原器を以てすへし。其法檢査すへき器五百匁掛。釻皿秤なれば其最小量一匁の分銅（即ち原器下皆同し）を以て之に掛け。錘緒を其量點に當て錘を垂れ。上緒を執て衡を釣り。水平のものを正當とすへし。次に二匁次に五匁次に十匁次に二十匁と。次を逐て各種の分銅を掛ること前法の如くし。既に各種の分銅を掛け終れは更に前緒竝に元緒にて衡を釣り。都て上緒に於てする法の如くし。各種の分銅を掛け之を試驗すへし。上緒。前緒。元緒の直點。及ひ他の各量點に於ても其衡水平のものを正器として。之に檢印を打記すへし。其水平ならさるものは不正として檢印すへからす。此餘各種桿秤檢査法皆之に準す。但桿秤種類掛量二貫匁に過るものは。三十二貫匁。二十六貫匁。十六貫匁。十一貫匁。六貫匁。三貫匁。五百匁掛けの六種とす。然るに分銅の原器其量二貫匁に止るを以て。大小の量點其半を試驗するに足らす。故に此六種の秤は掛出の量點より二貫匁の量點までを試驗し。二貫匁より數十貫匁に至るの量點は。試驗を略すへしと雖も。上緒。元緒の極點（上緒竝に元緒最重の量點。假令は三十二貫匁掛秤は。上緒十六貫匁の量點。元緒三十二貫匁の量點なり）を試驗する爲め。分銅原器に準して四貫匁の分銅八箇を製し之を假原器とし。或は原器種類を併せ。或は假原器數箇を併せ。若くは原器種類と假原器數箇とを併用して試驗すへし。假令は三十二貫匁掛秤には。假原器四箇を併せ掛て。上緒の極點を試驗し。假原器八箇を併せ掛て。元緒の極點を試驗す。六貫匁掛秤には二貫匁の原器一箇一貫匁の原器一箇を併せ掛て。上緒の極點を試驗し。假原器一箇二貫匁の原器一箇を併せ掛て。元緒の極點を試驗す。都て其極點の量の如き原器假原器を合併交加して。法の如く之を試驗し以て其良否を判すへし。」右四貫匁の分銅假原器は。銅或は鉛を以て之を製し。其形狀は隨意たりと雖も。其量の製作法は二貫匁の分銅原器二箇を併せて四貫匁とし。銅或は鉛凡四貫匁量のものを以て之に對し。天秤にて之を量ること分銅檢査の法の如し。銅或は鉛其量に輕重有るものは。之を增減して二貫匁の原器二箇と等量ならしめ。以て四貫匁の假原器と定むへし。但分銅を掛る緒紐の類は。所謂風袋にして量外なれは。別に之を量て本量の數と分つへし。天秤の檢査は。舊器。新器共分銅の原器を以てすへし。其法板敷又は机等平坦の地位を擇ひ。檢査すへき天秤を居へ。象限儀の類を以て其の天秤臺に當て。之れか高低を檢して水平ならしめ。分銅の原器を左右の皿に掛くへし。假令は左に百匁の分銅一箇を掛け。右に五十匁の分銅一箇。二十匁二箇。十匁一箇を掛け。左右等量ならしめ（左右の皿に掛る分銅の量は。充分重量を要す。然とも天秤の大小と分銅の種類。組合との便宜に從ひ適宜に增減すへし）。其針口の感搖を鋭くせんが爲。扣棒を以て微々に其の鉤銅Ｓ甲（箱の柱に掛て天秤を釣るもの）の甲所を連扣し。其の針口上下正直に相接し。其衡水平にして左右偏重無きものを正器として。之に檢印を打記すへし。其水平ならさるものは不正として檢印すへからす。分銅の檢査は舊器。新器とも分銅の原器と。天秤の原器とを以てすへし。其法平坦の地位を擇て天秤を居へ。之を水平ならしめ。檢査すへき分銅を其左皿に掛け。同量の分銅原器を右皿に掛け。其針口の感搖を鋭くせんか爲め。微々に鉤銅の甲所を連扣し。針口上下正直に接し。其衡水平にして偏重無きものを正當として。之に檢印を打記すへし。其水平ならさるものは不正として檢印すへからす。

新器桿秤量

千木秤量	盛出	星點量	錘量	衡長	製作品
上十六貫匁 元三十二貫匁	直點（タメシメ） 十貫匁	百匁 二百匁	二貫匁	六尺五寸	衡 白樫 錘 衡帶 黄銅
上十二貫匁 元二十六貫匁	直點 五貫匁	百匁 二百匁	一貫五百匁	六尺	同

	秤量	盛出	星點量	錘量	衡長	製作品
	上八貫匁 元十六貫匁	直點五貫匁	百匁 二百匁	一貫匁	五尺五寸	同
	上五貫匁 元十一貫匁	直點三貫匁	五十匁 百匁	七百匁	四尺	同
	上三貫匁 元六貫匁	直點一貫匁	二十匁 百匁	五百匁	三尺	同
	上一貫二百匁 元三貫五百匁	直點一貫匁	十匁 二十匁	三百匁	二尺五寸	同
	上一貫匁 元二貫匁	直點五百匁	十匁 二十匁	百五十匁	二尺	同
	上二百匁 元一貫匁	直點二百匁	二匁 十匁	百五十匁	二尺	同
銑皿秤量						
	上二百匁 前五百匁 元一貫二百匁	直點 百匁 五百匁	一匁 二匁 十匁	八十匁	一尺八寸	衡赤樫 皿錘黃銅
	上八十匁 前二百匁 元五百五十匁	直點 五十匁 百匁	一匁 二匁 十匁	六十匁	一尺六寸	同
	上五十匁 前百六十匁 元三百五十匁	直點 五十分 百匁	一匁 二匁 十匁	三十匁	一尺二寸	同
鍵秤量						
	上二百匁 前五百匁 元一貫二百匁	直點 百匁 五百匁	一匁 五匁 十匁	六十匁	一尺四寸	衡赤樫 錘黃銅
銀秤量						
	上十七匁 前五十匁 元三百二十匁	直點 十匁 五十匁	一分 二分 二匁	本錘七匁 增錘八匁 但元掛には增錘を增す	七寸五分	衡角 皿錘黃銅
	上十七匁 前五十匁 元百六十匁	直點 十匁 五十匁	一分 二分 一匁	十一匁	一尺五分	衡黑柹 皿錘黃銅
釐秤量						
	上一匁二分 元五匁	直點一匁	一厘 二厘	一匁四分	一尺五分	衡角 皿錘黃銅
	上六分 元三匁	直點五分	一厘 二厘	一匁	六寸	同

十年五月二十三日大藏省達。權衡原器の千木秤八種は。其衡に量目の文字を標記し。銑皿秤以下八種の小秤は。蓄貫に仍り量目を標記せされとも。自今製作の分は千木秤に準し。銑皿秤。鍵秤は其衡に銀秤。釐秤は其の藏函の內面に標記せしむへし。」右にて衡の沿革を領知すべし。

【萬國度量衡會議】明治十九年四月十六日。去る八年。佛蘭西國巴里府に於て議定せし。メートル條約に加入せし旨を公布せらる。其の國々は日耳曼。墺地利洪噶利。白耳義。伯西兒。亞然的音。丁抹。西班牙。亞米利加合衆國。佛蘭西。伊太利。白露。葡萄牙。露西亞。瑞典那威。瑞西。土耳其。及ヴエチスエラなり。締約諸國は共同の費用を以て巴里府に度量衡萬國中央局を置き左の事務を擔任せしむ。」第一。新製メートル及キログラム原器の比較監査に關する事。」第二。萬國原器の保存。」第三。定期を以て各國摸製原器を萬國原器及其擬製品と比較し。且各國標準寒暖計を相比較する事。」第四。新製原器を以て各國及び學術上に於て使用する所の度量衡原器にしてメートル法に基かさるものに比較する事。」第五。測地用の尺度をメートル原器に照準して之れを比較する事。」第六。政府學士協會美術家又は學士の囑托に應し諸原器及び確正尺度を比較監査する事。」メートル及キログラム萬國原器及其擬製品は中央局內に保存し。之に接近するを得るは獨り萬國委員會の權內に在るものとす。

以上は古來度量衡制度の沿革を總敍し了れり。抑此制たる。上代のこと其詳得て考ふ可らすといへとも。中世以降亦未た是等制度の精しきものあるを見す。蓋徳川氏に及ては稍〻舊制を取捨し。三器の制漸く備はりたるもの丶如く見えたり。就中量衡の二器に至ては。尤も精密を加へたり。然るに當時尙僞造の弊あるとは。前項に述ぶる所の如し。尋て明治革新に至るも。姑らく幕府の遺制を承けしが。漸次泰西諸國の諸制を斟酌し。いつれも舊來の濫製を去り。頗る改良を加へらる。又明治八年三器取締條例を制定せられし以來。度量衡の製造及其賣捌所等の如きは。一切之れを市民に委し。大藏省之を管理し。僞造等の弊害を防遏せられたり。尋て十四年四月新に農商務省を設置せらる丶や。度量衡原器檢印製作。竝に賣捌免許鑑札等の事を。大藏省より割きて。農商務省の管理に屬せしめらる。十七年度量衡原器。度量衡取締條例。度量衡檢査規則等の不完全なるを發見し。改制の議起り。其の調査に着手し。更に原器の改造を試驗する等。種々改制の設備をなしたれども。完全なる結果を得ず。延いて二十二年に至り。始めて右改制の原稿成れり。よりて明くる二十三年。議會のはじめて開くるや。政府案として提出せられ。貴衆兩院の協賛を

經て。遂に明くる二十三年三月二十三日(法律第三號)。度量衡法の名を以て發布せらる。この法律は。本邦法度量衡及米突(メートル)法度量衡を併用せしむるものにて。二十六年一月一日より施行せしめらる。尺衡は貫を以て基本となし。其原器は白金イリチウム合金の棒及分銅とす。其棒の面に記したる標線間の。攝氏〇、一五度に於ける長さ三十三分の十を尺とし。分銅の質量四分の十五を貫とす。又右の外。從來慣用の鯨尺は。布帛を度る時に限り用ゐることを許され。其鯨尺一尺は曲尺の一尺二寸五分にあたれること舊の如し。又メートル法度量衡と。本邦法度量衡とを比較して。その法則を定めらる。度量衡の原器は。農商務大臣これを保管し。別に副原器二組を製作せしめて。一を同大臣。一を文部大臣にて保管す。農商務大臣は。副原器に依り地方原器を製作せしめ。地方長官に保管せしめ。この器をもて度量衡檢定の標準に供せしめられしが。又三十年七月十二日農商務省令第十一號を以て。度量衡法施行規則。竝に同省訓令第十九號を以て度量衡檢定規程を發布せらる。爾後三十二年十二月には。同省令第三十一號。度量衡法施行規則中改正の件及同省訓令第五十一號。度量衡檢定規程中改正の件を。同三十三年四月には。同省令第八號。度量衡法施行規則中改正の件を。同五月には勅令第二百四十二號。度量衡器の制限。其製作修覆。及販賣の免許檢定に關する事を定むる明治三十年勅令第百十六號中改正の件を。同六月には。農商務省令第十一號。度量衡法施行規則中改正の件。及同省訓令第二十四號。度量衡檢定規程中改正の件を發布せられたり。

度量衡の名稱命位
明治二十四年三月公布度量衡法

	名稱	命位
度	毛	尺の萬分の一
	厘	尺の千分の一
	分	尺の百分の一
	寸	尺の十分の一
	尺	
	丈	十尺
	間	六尺
	町	三百六十尺（六十間）
	里	一萬二千九百六十尺（三十六町）
地積	勺	歩の百分の一
	合	歩の十分の一
	歩	或は坪（六尺平方）
	畝	三十歩
	段	三百歩
	町	三千歩
量	勺	升の百分の一
	合	升の十分の一
	升	六萬四千八百二十七立方分
	斗	十升
	石	百升
衡	毛	貫の百萬分の一
	厘	貫の十萬分の一
	分	貫の萬分の一
	匁	貫の千分の一
	貫	
	斤	百六十匁

米突度量衡と本邦度量衡法との比較
明治二十四年三月公布度量衡法

毛	〇、〇〇〇〇三メートル（三萬三千分の一）
厘	〇、〇〇〇三〇（三萬三千分の十）
Millimetre	〇、〇〇三三〇尺
Centimetre	〇、〇三三〇〇

度		度	
分	○、○○三○三 (三萬三千分の一百)	Decimetre	○、三三○○○
寸	○、○三○三○ (三萬三千分の一千)	Metre	三、三○○○○
尺	○、三○三○三 (三萬三千分の一萬)	Decametre	三三、○○○○○
丈	三、○三○三○ (三萬三千分の十萬)	Hectometre	三三○、○○○○○
間	一、八一八一八 (十一分の二十)	Kilometre	三○○○、○○○○○
町	一○九、○九○九一 (十一分の一千二百)		
里	三九二七、二七二七三 (十一分の四萬三千二百)		

地積		地積	
勺	○、○○○三三アール (三千○二十五分の一)	Centiare	○、三○二五○歩
合	○、○○三三一 (三千○二十五分の十)	Are	三○、二五○○○
歩	○、○三三○六 (三千○二十五分の一百)	Hectare	三○二五、○○○○○
畝	○、九九一七四 (三千○二十五分の三千)		
段	九、九一七三六 (三千○二十五分の三萬)		
町	九九、一七三五五 (三千○二十五分の三十萬)		

量		量	
勺	○、○一八○四リットル (十三萬三千一百分の二千四百○一)	Centilitre	○、○○五五四升 (二十四萬○一百分の一千三百三十一)
合	○、一八○三九 (十三萬三千一百分の二萬四千○十)	Decilitre	○、○五五四四 (二十四萬○一百分の一萬三千三百十)
升	一、八○三九一 (十三萬三千一百分の二十四萬○一百)	Litre	○、五五四三五 (二十四萬○一百分の十三萬三千一百)
斗	一八、○三九○七 (十三萬三千一百分の二百四十○萬一千)	Decalitre	五、五四三五二 (二十四萬○一百分の一百三十三萬一千)
石	一八○、三九○六八 (十三萬三千一百分の二千四百○一萬)	Hectolitre	五五、四三五二四 (二十四萬○一百分の一千三百三十一萬)

トリヤ

衡

毛	釐	分	匁	貫	斤
○、○○三七五(グラム)	○、○三七五○	○、三七五○○	三、七五○○	三七五○、○○○○	六○○、○○○○○

	匁
Milligramme	○、○○○二七(一萬五千分の四)
Centigramme	○、○○二六七(一萬五千分の四十)
Decigramme	○、○二六六七(一萬五千分の四百)
Gramme	○、二六六六七(一萬五千分の四千)
Decagramme	二、六六六七(一萬五千分の四萬)
Hectogramme	二六、六六六六七(一萬五千分の四十萬)
Kilogramme	二六六、六六六六七(一萬五千分の四百萬)

トリ井　鳥居は。木にて神前に立てる門形なり。白木なると朱塗なるとあり。後世は石製と銅製なるとあり。中央に額を掛けるもあれど。維新後は減じたり。和名抄云。雞栖。考聲切韻云。桓。今之門雞栖也。辨色立成云。雞栖。箋注云按桓門楅橫木。可三以栖二雞。門戶具載訓三度賀美。又鼠走一是也。無レ屋之門則可レ謂三之鳥居一。故辨色立成楊氏訓レ之爲二鳥居一。又神祠衡門謂二之鳥居一。儀式帳所レ謂於不葺御門是也。蓋神祠衡門橫木。可三以栖二雞故謂二鳥居一。後轉以爲二門名一也。此所レ擧即是也。鳥居。見下扶桑畧記延長六年長谷河洪水條。寬治二年太上皇詣二高野山一條上とあり。和訓栞に。神社に必らず鳥居あるは。神代紀の長鳴鳥の故事より起れり。衡門に近し。又西陽雜爼に。東門鷄棲木といふも見えたり。華表とするはあらず。又古事記の歌にも。ほづえは鳥居からしとあれば。もとより諸鳥の宮社を避んためにもありぬべし。神宮の鳥居は異あり。應安遷宮記に。東西北三方各有二鳥居一と見え。文保記に。弓箭兵仗太刀。男女念珠木尊持經。禁レ入二第二鳥居一と見ゆ。第三の鳥居の內を內院といひ。外を外院といふ。中右記なとにみえたる是也。鳥居の制に二柱。島木。黑木。三輪。總合。臺坐。鑊挶等の名あり。黑木は皮つきの木也。三輪は二柱の左右に一段低き鳥居あり。扉ありて閂す。是を三光の鳥居とす。總合は近江山王の鳥居是也。笠木の上に又三角の笠木あり。四足といふもわくざし也。攝津住吉石鳥居に二柱四角なるあり。延喜式を考ふれは。御等輿。腰輿にも鳥居あり。今京師にて送葬の時こしに設するも鳥居あり。庶人にも移せるなるべし。禁掖秘抄に。禁中に鳥居障子あり。類聚雜要抄に。人家にも鳥居と名くるものあり。明應內事記に。御葬場殿に白木の鳥居を作る事みゆ。大和國は死人を燒なる所に必ず鳥居立たり。伊勢神宮長官の墓所に鳥居を建り。東寺にある慧杲の廟記に鳥居あり。是は華表を換せる成べし。紀州の墓所には皆鳥居あり。北山抄に。鳥居には一基とみゆ。云々。鳥居はもと笠木を指ていふ。衣桁に鳥居あり笠木也」といへり。鹽尻に伊勢神宮の神門古制を存す。工匠これを二柱の鳥居と稱す。諸社立る所と異なり。今時村落の門これに似たるものあり。古昔の質樸を見るべし。今とても門立柱を見るに。此柱即とりゐのかたちにあらずや。後世これをわすれて種々の附會をなす。笑ふに堪たり。諸社の鳥居笠木ありて。額つかあるものを。工匠島木鳥居といふ。柱にひかへの木あるを鑊指(ワクサシ)鳥居と云。柱の根を同じ木を以てつゝむものを。臺座鳥居といふとぞ。皆後世の制なり。笠木の上破風を作るものを總合鳥居と云」など見えたるにて。鳥居の制を知るべし。且鳥居を漢土にいふ華表にあつるの非なる事は。上に引る和訓栞にもいへり。また俗說辨に。俗間鳥居を華表と記するもの多し。今按するに鳥居と華表とは別なり。鳥居は上古の門なり。華表は日本にはなし。一說に事文類聚。搜神記等に。遼犬城門外有二華表柱一。忽有二一白鶴一集レ頭。時有二一少年一。彎レ弓欲レ射レ之。鶴乃飛二去空中一而言曰。有レ鳥有レ鳥丁令威(テレイヰ)とある說を引いて。鳥居の證とすれども。中華古今註に云。堯設二誹謗之木一。今之華表也。以二橫木一交二柱頭一。狀如レ華形如二桔槹一。大路交衢悉施焉。事物紀原云。華表後人立二於塚墓之

前。以記二其識一也。應劭曰。今宮外梁頭四柱木是也。且列仙全傳に華表の圖あり。鳥居とははなはだ異なり云々」といへるが如し。さて鳥居は葺かぬ御門といふが。古き稱なるべし。漢字なれば神門とかくべし。また鳥居に扁額なうつことは。後世のことなり。額といふもの元來我邦のものにあらず。中世より支那の風に倣ひて。殿門等に額を懸ること始まれり。されば鳥居に額柱をつくるは古制にあらず。」三溪按するに。海岸にある神社の鳥居は多く、の鳥居を海中に建て。二の鳥居。三の鳥居と神社に近く建つ。是恐らくは神の海より上陸ましまして此の地に住居ましまし紀念にして。海路よりの入口を示したる者ならん。」又願を籠めし人成就する時は鳥居を獻することあり。京都の稻荷。東京の太郎稻荷。羽田の穴守神社など。社前に百を以て計ふるの小き木鳥居あり。」又黑田長政が建立せし。日光東照宮の石の大鳥居といふは。無雙のものなれば。建立の時の一話を因に記す。元和三年九月。日光山御本社の石華表を。黑田筑前守長政建立せり。惣高さ上の笠に至て二丈八尺。兩柱の間二丈二尺。柱の廻り三尺五寸なり。誠に海内無雙の鳥居なれば。參詣の諸人目を驚かさずと云ものなし。抑長政關ヶ原の後。莫大の恩賜によりて大家と成たるを以て。今度の華表は志を盡し。領國筑前國志摩郡小金村の南山に。勝れて大石有れは。此石を切出し。海上運送の事を議し。又江戸より日光山までの陸地を送らん事。大儀なれは如何あらんやと。衆議一決せす。長政曰。我神君の恩賜に依て五十萬石を領す。されは其の五十萬石を以て日光山御本社の華表を建立せは。本望是に過ぎす。海上運送の事は。先彼小金村より切出す處の大石一本を大船に載せ。左右には是又大なる艫船をつけて漕せ。斯の如くにして送らは。幾本送るともかたき事あらんや。又江戸より陸路は修羅を以て。牛數疋にて勞れざるやうに引かすへし。日光路は黑土なれば。修羅を殊に多く造り。二町許つゝも敷て順々に送り越なは。是又何のかたき事あらん。其の修羅の原板。鳥居を建る時の足代に用ひ。笠石を上るには。近邊郷里より米或は雜穀を買寄。是を積て轆轤を以繰引に上げたらんには。人夫の力も勞すへからず。此等の事我兼てより思慮する所也と云。家士等此指揮を聞て。是に隨ひて始終を計り。海上を運送し。古河より修羅をかけて。橋有所にては別に橋を渡し。扨御山に至ては千人の役夫を以引上。笠石上るに及ひては。穀物の俵を以足代の臺となし。轆繩を以材木兩柱より卷上げ。落し入て石の大華表終に成就せしと也（明良洪範卷五）と見えたり。

トロメム　兜羅綿は。泰西の語にして。毛布の名也。漢土にては之を褐子と稱す。和漢三才圖會に云。褐子毛布。賤者所レ服也。木綿和レ毛織レ之。南京爲レ上。北京次レ之。山東又次レ之。阿蘭陀之阿留女牟左伊。倍留左伊。左阿伊。左留世（有二樺色之縱筋一）。皆褐之類也。京師和二兎毛一織レ之。和名抄所謂兎褐（和名止加知）是也。然亦不レ好。故不レ和レ毛織レ之。多用レ襪。」和訓栞云。とろめん。佛經に。兜羅綿とかけり。ばんやにて織たる布也といへり。最勝王經の註には。謂二野蠶繭一。名二妬羅綿一とも見えたり。今いふ山まゆぎぬなり。」けとろめんは褐子也。」工藝志料に。慶雲元年。是の歲越後より始めて兎毛布を獻す。兎毛布は兎の毛を絲に和して織れる者なり。是より後兎毛布の製あり。或はこれを兎褐といふ。人用て寒を禦くに供す。慶長年間。京師の織工阿蘭陀に倣ひて始めて羅紗を織る。又兎毛を木綿絲に雜へて布を織る。是を兜羅綿といふ。亦外邦の製に倣ふなり（兜羅綿の製。京師に於て爲る所の者好からず。故に後世に至ては毛を和せずして之を織る。亦兜羅綿といふ）。今より百有餘年前。兎褐。羅紗並に業を廢す」と見えたり。

トロロジル　薯蕷汁は。自然生又はツク子薯蕷をすりおろし。味噌汁。また糞出しのすまし汁に加へたるをいふ。和訓栞に。奥州にとろゝ山あり。其山中に産するところの薯蕷。とろゝによし」といへり。とろゝとは。もと黃蜀葵をいふ。此草より出る汁。藥を製するに用ふとぞ。その汁のとろくるゆゑ。とろゝとはいふなり。それより轉じて薯蕷汁を。とろゝといふなるべし。足利氏の頃の獻立に見えたれば。古きものなり。

ナ之部

ナ　名は。地名。人名のみならず。牛。馬。犬。猫。船。樂器。硯。茶器。刀。鎧。兜。銃などに付くる例あり。重もに其性質德義に依りて。其名を稱せしものなり。古事記傳に名と云ふ言の本の意は爲なり。爲とは爲りたる形狀を云。其は常に爲レ人と云も。爲りたる形狀と云事。又物の形を那理と云も同意にて。名と云も。もと其物のある狀なり。たとへば。筆は文を書手なる由の名。硯は墨を磨る由の名なるが如し。萬の物の名皆然り。人の名も。其ある狀に依て負たるものなり。もと其人のある狀（行狀。容貌。由緣其外くさ〲）を賛稱て負けたる物にて。名を呼は尊みなり。其名たとひ賛たる言には非るも。負けたる意は賛たるものなり。故に名を呼は尊みなり。然るに漢國にては人の名を呼を不敬とするは。反の差なり。皇國にても。後に

なりては。人の名を呼を不敬とするは。漢のうつりなり。後のならひを以て古を疑ふことなかれ」といへり。又た曰はく景行天皇の詔に。大倭國者以二行事一負レ名國也とあり。然れど人名に於ては。それのみにもあらで。【地名】を以て稱するあり。【一時の緣由】に依て稱するあり。【德義】に依て稱するものは。神武天皇天下を知し食て。神倭伊波禮毘古命と申し。小碓命は武功に依て倭建命と申せる類なり。地名を以て稱するは。開化天皇の御孫沙本毘古王は。沙本に坐し。仁賢天皇の御子春日山田郎女は。春日に坐しゝ故なり。一時の緣由に依て稱するは。垂仁天皇の御子火の中に生給ふ故に。本牟智和氣御子と申し。景行天皇の御子雙生なるを。天皇異みて碓に詰したまひ。大碓命。小碓命と申し。應神天皇は御腕に鞆の如き肉の坐せる故。大鞆和氣命と申し。淸寧天皇を白髮命。反正天皇を瑞齒別命と申せる類なり(以上專ら天皇の御子等の御名に就て申せるなり。臣下庶人の名に於ても。其因る所は亦これに外ならざるべし)。皇子等の御名。御母の名に因れるもありて。文德天皇實錄に。先朝之制。每二皇子生一。以二乳母姓一爲二之名一焉。と云事も見えたり。總して淳和天皇までは古様の御名にておりしが。嵯峨天皇の御子よりして。古風を廢し今風になり。必らず二字の御名となり。下に良字を著け。正良(仁明天皇)秀良。業良。基良。忠良と申せる類。其中に源朝臣の姓を賜る皇子は。皆一字にて。源信。源弘。源常。源寬なと申し。皇女は源貞姬。源潔姬など。姬字を加へらる。淳和天皇の御子等は。多く上に恒字を附け。恒世。恒貞。恒統なと申し。仁明天皇のは。下に康字を附け。道康(文德天皇)。人康。本康など申し。文德天皇のは。上に惟字を附け。惟喬。惟條。惟彥など申し。淸和のは。上に貞字をつけ。陽成のは。上に元字。光孝のは。是字。醍醐のは。下に明字。村上のは。下に平字なり。又皇女は。嵯峨天皇より以來。今に至るまで皆某子と申せり。又淸和天皇を惟仁と申せしより始りて。醍醐天皇を敦仁。一條天皇を懷仁。後冷泉天皇を親仁。後三條天皇を尊仁と申す。是より後は天皇の御名。凡て某仁と仁の字を附け給へり。其中に仁字のつかぬは。後鳥羽天皇(尊成)。順德天皇(守成)。後二條天皇(邦治)。後醍醐天皇(尊治)。後村上天皇(義良)。後龜山天皇(凞成)のみなり。僧又人臣に於ては。元正。聖武の御代頃よりして。漸々今風の名は出て來て。多治比廣成。藤原廣嗣。藤原豐成など云ふが見ゆ。其前は多く上代ぶりの名にてありしならむ。今時人々の上にも。其家の通字と云ものありて。其字を名の上か下へ置くこと一般の例なり。これは天皇の御名に仁字を附け給ふと同様の事なり。俗間の習ひに。名を選てそれを韵鏡にて反切し。歸納を求て吉凶をトするもあり。是は何時ごろより初まりしか知られども。最も愚なることと云へし。韵鏡は名字を反切するの書にはあらず。字音を正さむ爲の書なればなり(撈海一得云。今の人名を翻切するは。俗なる事なれども。昔より有しにや。雜浮子の說に崇德帝仁平元年詞花集を選ばる。詞花の二字邪に反ると云て難せし。又日次の記などにも。名を反す事ありと東見記に見えたり。後世其事盛になり。今は天下の人反切せでは。ならぬ風になりたるは。いつの頃よりにや。僧玄昉。明雲僧正などは。反切に關るにはあらず)。

【代々同名】今商家。藝人のみならず。有名なる家にては。武家にても代々祖の名を嗣ぐ風あり。長阪血鎗九郎。小栗又一。向井將監など代々同じ稱なり。三溪云く。神代より代々同じ名を附くる風あり。大物主神と云ふ名は。大國主神より事代主神にも傳へて呼びし名なり。其は同じ事跡を大物主神とも事代主神とも傳へたるは。事代主神が父の名を繼ぎて。大物主神とも稱せしを知るべし。又。建甕槌神も祖父の名を續ぎて名つけたること。倭神社注進狀に見ゆ。

【某麿】と云名は。上代より多くあり。今も歌よむ人や文事を嗜める人はまゝ著るなり。是は自稱と聞えて。自らの事を只まろとばかり稱すること。物語書に多く見ゆ。先哲の說に。藝能ある人を才ある人といふ。麿は丸にて其反なれば。自ら謙めいへるなりと云るは。然ることならむか。又童名に某丸と附しも古きことなり。中御門宣胤卿記云。寬仁三年二月十六日。千壽丸於二家侍所一。令レ加二元服一(名號二爲時一)とあり。其後は牛若丸。犬房丸など幾ばくもあるべし。又諸物の上へも及ほして著しこともあり。猿を猿まろ(宇治拾遺物語)。蠢を蠢まろ(狹衣物語)。犬を翁まろ(枕草子)など云ひ。劍を髭切丸。小烏丸など稱し。又舟艦を某丸と云こと今も然ることなり。さて麿は麻呂の二合の和字なり。滿字をもまろと訓む。阿部仲滿。藤原仲滿などの如し。

【某彥】と云名は上代に多く見ゆ。然れと彥は姬に對して男子の尊稱にて。貴人の上のことなり。凡人にては附まじき字なり。然るを近來は士庶の上にて。某彥と稱するも折々あるは。心得ぬことなりかし。又金王。猾王。菊王。駒王など。王字を附るも漫りなることなり。是は王孫ならされは。某王とは稱す可らず。經基王。高見王などの如し。

【假名實名】實名は則上に記せる所の名にて。又【名乘】とも云。名乘とは人に對し名告と云義也。名告と云ふ。古事記雄略天皇の段。又萬葉集。同天皇の御歌等に見ゆ。

乘の字を書くは借字也。【假名】とは則【俗稱】のをなり。もと實名は他より呼ばぬ習なれば。別に【輩行】と成功とに依て稱へしもの則俗稱なり。輩行とは兄弟の次序を云。則兄を太郎。次を二郎。三男。四男皆序の儘に。三郎。四郎と云ひ。十一よりは余一。余二と呼びしなり(史館茗話云。江以言遇唐人問曰。古集氏下用數字。或曰某二。某三。或曰某十一。某十二。其義如何。唐人答曰。是一家子孫。列次之行也。譬有一人。其人有三子。則自レ嫡次レ之。曰二某一。某二。某三一。其嫡子有二子五人一。則曰二某四。某五。六。七。八一。其次男有二子四人一。則曰二某九。十。十一。十二一。其三男有二子三人一。則曰二十三。十四。十五一。其嫡孫有二子二人一。則曰二十六。十七一。如レ此嫡庶世々。以二次第一稱レ之。限以二四十九一。而及二五十一。則又稱二一。二。三一。云々。今按。此言不レ知二其據一。然以レ言直問二唐人一之面諭。則可レ爲レ證乎。就想蘇二。黃九。魏十六。韓二十八。魏三十六。劉四十之類。以レ此解レ之。則不レ勞二工夫一。而其義可レ通)。父の名太郎なれば其子は小太郎と呼び。小太郎の子は又太郎と呼ふ。二郎。三郎皆この例なり。然れと其輩行も早く亂れたりと見えて。曾我十郎は兄にて。弟を五郎と云ひしなどは其稱たがへり。又輩行に平氏の人は平太郎。源氏の人は源大郎。藤氏は藤太郎なと姓を添て稱せしものなり。然るを梶原平三景時は平氏なれば。長子を平太と云へきに。源太景季と云へり。是亦誤稱なるへし。さて成功と云ふは。中古皇政衰へて官爵を賣られしとあり(セイカウ參看)。此時諸國所在の豪民は金錢を官へ出して。四府の尉などになりし者あり。此類諸國に數多ありて。某左衛門。某兵衛と稱へしなり。そは源氏の人兵衛の官に任せられたるは。源兵衛と云ひ。平氏は平兵衛。藤氏は藤兵衛。橘氏は吉兵衛。清原氏は清兵衛。三善氏は善兵衛。文屋氏は文兵衛など稱せり。兵衛門。左衛門も准じ知るべし。又權兵衛。權右衛門などの權も官名にて。定員の外に增員せる。これを權官と云。又某内と云は内舍人の官になりたる人。源氏は源内。平氏は平内。藤氏は藤内なと云しなり。内舍人にて兵衛。衛門を兼たるは。源氏なれば源内兵衛。平氏は平内左衛門と云ふ。某作と云ふは。匠作と云ふ修理の唐名より轉せしならむ。助と云ふは諸寮の次官なり。某助と稱するもの是なり。進と云ふは京職修理大膳等の判官なり。これも某の進と稱するあり。又大夫と云ふは五位の爵なり。これを諸大夫と云。源氏の人五位に叙すれは源大夫。平氏は平大夫。藤大夫(藤原)。清大夫(清原)推て知へし。又太郎大夫。次郎大夫等は輩行の稱なり。其成功と云ふこと。元弘。建武の頃よりは絕たるとなれど。代々官申したる家は。父祖の名乘しまゝに。後世も名乘しと見ゆ。又然らぬ者も僭上して。漫に兵衛。衛門と稱へしならむ。これ亂世にて誰告むへき者も無き故なり。應仁以後に至ては。何事も古を失ひ果たる世なれは。兵衛。衛門等の稱は。官名とも思はず。上に加へし一字は姓氏なるとも知らず。太郎。二郎の輩行と云ふをも辨へず。人の名は只加樣なる物とのみ心得て名附くる故。上の字は勝手なる文字を付け。姓ならぬも出來しなり。又伊織。小膳。左膳。右膳など云ふ名を東百官と云て。平將門が造れる由云傳れど。將門の作りしものにはあらで後世のもの也。又源藏。平藏なと云ふ藏は。藏人になりし人の稱する所也と云ふ說もあれど。是は然に非す。佐々木源三。梶原平三など稱せる。輩行の三を音便に三と云しより。やがて藏の字に轉訛せしにて。官名には非す。某吉と稱するは人の名の由緖をも知らで。杜選に稱し初しものなり。そはもと杜選なれとも。數百年來世人の遍く用る名稱なれは。今に於ては子細なきことなりと古人云へり。

【人名を字音に稱すること】古へ行はれしと見えて。時平。道風。佐理。行成。滿仲。賴光。晴明。俊成。定家。定隆。長明なと。文字音に呼ひならはせり。是は誰も然るとには非す。全く是等の人のみなるべし。琵琶法師が平家物語を語るには。多く人名を字音に唱るよしなり。今日の風は。專ら實名を字音にて稱へ。人も吾も多く字音によへり。

【字(アザナ)を別に附ること】我國の風一般には無きこと也。然れとも日本紀顯宗天皇御卷に。天皇云々勸二兄億計王一。向二播磨赤石郡一。倶改レ字曰二丹波小子(ワラヘ)一とあり。又仁賢天皇紀に。億計天皇諱大脚(更名大爲)字島郎(イラツコ)とあり。是御名の外に稱する所にて。字と云ことの始なるべし。其より後に至りて字を稱せしは。文屋康秀を文琳。平貞文を平仲。菅原道眞を菅三。曾禰好忠を曾丹など云ふ。何れも姓を酟して稱せり。是もたまさかの事にて。當時おしなべてのことにてはなかりし。然れと古より儒生は字を附くるをのよし物に見えたり。惟ふに本名の外に稱する所の俗名。即ち漢土に云へる字と云ふものに似たり。今昔物語に。字太郎介。字澤股四郎。又日本靈異記に。字上田三郎。萬葉集に字仲郎などあり。是れ輩行の俗名なるべし。又宇治拾遺物語に。字(アダナ)袴垂保輔といふあり。これは異名にて。今時も斯る虛名を負するをある也。偖て字(アザナ)アザナと云ふ義は。交名の意にて。人に交るより呼へる名と云ひ。又異名の義也とも云ふ。何れか是なるを知らす。

【女の名に某子と云ふこと】上古も折々見ゆれど最も稀なり。上に述し如く。中世以降多き稱也。男子の名にも某子と云ふと古代は多くあり。まつ神武天皇の御時に。

石押分之子。贄持之子あり。古事記仁德天皇の段に。丸邇臣口子。日本紀應神の御卷に。壹岐直眞根子。仁德の御卷に茨田連衫子あり。其他浦島子。鎌子。贄子。馬子など幾はくもあり。【女の名の上におの字付て呼ふこと】中古以後の事にて。漢土の阿女。阿嬌など云より起れりといへり。太平記二十二に菊亭殿に御妻とて。見目かたち類なく。其品賤しからでなまめきたる女房有りけり云々」とあるが始めなるよしなり。

【號】藝術の上にのみ用ふる者にて。遊戲文學者の間には表德とも云ひしこと。文化ごろの小說に見ゆ。又【戲號】とて滑稽文學上にのみ用ひしものあり。風來山人。天竺浪人。陳竹林等の如し。天明の頃狂歌師には巧なる戲號を付けたる人あり。大屋裏住。知慧内侍。紫秩父などの類是なり。號は元支那人より傳へしものにて。文人間には名を用ずして。號もて呼びしものなりと云。僧侶には號を用ひたる者古くよりあれど。儒者文人等にては藤原惺窩。林道春など古かるべし。二字を定とし。其下に居士。山人。樵夫。漁長などの文字を附て呼ふ人もあり。【藝名】は號の一種なるが。是は其字數樣々にして定らず。中には姓名に異ならざるもあり。林屋正藏。三遊亭圓朝。市川團十郎。竹本筑後大掾。雷電爲右衛門などの類なり。技藝先人に均しき時は。二世。三世とて其名をつぐなり。【異形の名】戰國の頃。武士に珍らしき名を付くること行れたり。尼子十勇士の如き。一二三四五六。平平平平。尤道理之助。縄無理之助などの如き。武邊の者に限りて付けしにて。敵に對して名のる時。人の耳に入り易きを主とし。敵の之を聞きて驚く爲なり。武邊の者が指物に目ざましき品を用ひて。敵を驚かせしと同じ意なり

【源氏名】女の奉公に出づる者。優美なる名を付くること王朝の頃よりの風なり。又妓女にも此の風あり。紫式部。夕顏女御。祇王。祇女などの類是なり。今に至て平民の家の下婢にも。代々同じ名を付くる家あり。德川氏に至て。柳營。諸侯にて源氏五十四帖の名などを之に付し。紅梅。竹川。御幸など云へる之を源氏名と云ふ。之に依て源氏五十四帖以外の名にても。押なべて源氏名と云ふ。總て三音より。六音の字に限れり。高尾。薄雲。小紫。若紫など是なり。

【女の男の名付くる事】何時の頃よりか。子の生れて育ちかたき時は。次に生れたる子の健かならん爲め。袈裟。阿倶利など云ふ名を付くる風あり。又女の子なる時は男の名付くれは。其子よく育つと云ひ。男の名付くるものあり。其とは事變れど。藝妓には男の名付くる者多し。六字南無右衛門。佐渡島正吉など。男舞をなしゝより。名も男らしく付けしにて。後世女形役者にして女らしき名を付けたると同じ理なるべし。右の風開けてより。今に至りて藝妓には男の名付くるもの多し。

【庵號】庵號は號の上に附けて用ふる人もあり。又それを號とする人もあり。庵。齋。宇。亭。樓。坊。院。軒。堂。廬。居などの文字を附けて。芭蕉庵桃青。油煙齋貞柳。五明樓壘河など云ひ。又米庵。仁齋。敬宇。履軒など云へり。

德川幕府の時代は。貴賤とも。通稱(俗名)を常に稱し。また士族以上には。別に實名(所謂名乘)といふものあり。其通稱を改むる事も。其頭支配へ願出れは。其の事もかなひしなり。諸藩ともに皆同じ定なり。就て慶應元乙丑年三月十二日。改名の儀に付達。大目附へ。名改傍儀。同役相番。其外近き親類又は緣者等に差合候先祖之名に而。無據存寄有之者格別。左も無之に者。改名之願申出候儀。向後可被差控候。右之通先年相達置候處。近來名改之願申出候向。多相成候間。向後前々觸面之通。無據差合者格別。左も無之分者。猥に名改願申出間敷候。右之趣組支配有之面々へ可被相達候」と布令せしことあり。明治維新の後。名稱は是までの俗名にても實名にても。各一名と相定め。それ〴〵屆出べく。改名の義は。同氏名の者有之。さし閊有らば格別。容易に名を改むる事は。許さゞるよしを布達せられ。唯同姓同名の爲め誤謬を來すもの。及び父祖以來呼來りしものにて。之を承繼するときは。其營業取引に便なるものゝみ之を許すなり。」維新後姓名一定の達しありしとき。士族は概ね名乘を以て通稱となしたるが。以後平民にても名乘風の名を付くるものも出來たり。然し小兒には名乘風の名も。何衛門。何兵衛の呼名も相應せぬにや。自然一字名又は何雄。何太郎。何二郎。何吉。何造等。從來普通の名稱に復するに至れり。大臣の名にも所謂維新元勳は多く名乘を通稱とするに。近時新大臣の俗稱多きにても知るべし。

ナ

菜は。菘其の他葉を食ふべき野菜を云ふ。嫁菜。薺などの類なり。而して今單に菜と云ふは菘の種にして。煮又は漬けて香物にして食ふ。小松菜。鶯菜。高菜。三河島菜。日野菜。京菜(又水菜)。芥菜。山東菜。體菜。白菜(ちら莖菜と云ふ)。甘藍。子持甘藍。椰菜。花椰菜(ハボタム參看)あり。此の内花椰菜のみは花の蕾を食ふものなり。山東菜以下白菜までは。明治中支那の舶來にして。甘藍以下は西洋の舶來なり。

【なと云ふ字義】上古飯に伴ふて食ふべき物を凡てナと稱ぶ。今之をサイと云ふ。魚もナと訓めり。サカナは酒の肴の意なり。後世飯には菜と云ひ酒には肴と云ふ」な

り。

ナイエム（内宴）は。正月二十一日に行はれし節會なり。公事根源に云、内宴は弘仁に始まり。保元三年御定のうち〳〵の節會なり。仁壽殿にておこなはる。文人ども題を給り。詩を作てやがて御前にて講ぜらる。二十一日。二十二日。二十三日の程。子の日にあたらば。其日おこなはれて。一二獻の後。親王。公卿に若菜のあつものを給ふ。保元に信西申行侍し後は絕て侍にこそ。」又著聞集には。天曆元年正月二十三日。内宴を行はれけるに。重明親王勅を承りて。琴を引給けり。一弦ゆるかりければ。右兵衞佐清正に仰てはらせられけり。光春鶯囀を奏し後に席田（ムシロダ）をとなふ。次酒淸司をぞ奏しける。この間琴の武弦絕たりけれど。猶彈じはて給ひけり」とあり。宮室調度圖解に内宴の道具立を圖したれど。此に略す。

ナイカク　内閣は。明治維新後。一に大寶の制に倣ひ。太政官（參看）を置き。諸省を統べ。萬機みな太政官の處理する所たりしを。十八年十二月。官制を釐革し。太政官を廢せられたる時興されたり。卽ち内閣を以て諸省大臣の商議親裁を仰くの所となし。總理大臣を置て。其機務を統へしむ。その年十二月二十二日の公布に「今般太政大臣參議各省卿の職制を廢し。更に内閣總理大臣及宮内。外務。内務。大藏。陸軍。海軍。司法。文部。農商務。遞信の諸大臣を置く。」内閣總理大臣及外務。内務。大藏。陸軍。海軍。司法。文部。農商務。遞信の諸大臣を以て。内閣を組織す。明治十八年十二月二十二日。」太政大臣奏議。「臣躬台鼎の重きを荷ひ。日夕憂懼以て報効を圖る。嚮さに親しく陛下内閣を改制するの旨を承く。幸に微衷を披きて。以て聖德を仰くの機を得たり。竊に思ふ。今日の事前途猶遠し。立憲の基を建て。以て中興の業を終へんとせは。區々前轍に因習するの能く成すへき所に非さるなり。維新の初。陛下幼冲。臣寵選を叨りにし。大政を董督す。實に已むことを得さるに出つ。蓋大寶の令。唐の尙書省に倣ひ。太政官を以て八省を統へ。八省は左右辨に分屬し。官符を得て施行す。明治二年。職員令を定め。六省を置くに當て。仍大寶の制に依り。太政官を以て諸省の冠首とし。諸省を以て隷屬の分官とす。此れよりの後諸省は專ら指令を太政官に仰き。太政官は批を下して施行せしめ。凡ぞ文書の上奏する者は。皆太政官を經由し。往復の間省の察に於けるに均し。此れ蓋一時の權宜にして。獨親政統一の體を得さるのみならす。亦各省長官の責任を輕くし。徒に曠滯の弊を爲す者なり。方に今陛下聖德日に躋り。大政を綜攬し。事を内閣に視。諸宰臣を引見し。文武の務親しく奏議を聽き給ふ。而して中外の事盤錯多端。官制宜く更張すへく。財政宜しく節度に就かしむへく。要務の經畫施措すへき者。一にして足らす。此れ宜しく時宜を斟酌し。古今を變通し。太政官。諸省に冠首たるの制を改め。併せて太政官諸職を廢し。内閣を以て宰臣會議御前に事を奏する所とし。萬機の政專ら簡捷敏活を主とし。諸宰臣入ては太政に參し。出ては各部の職に就き。均しく陛下の手足耳目たり。而して其中一人を選ひ。專ら中外の職務に當り。旨を承けて宣奉し。以て全局の平衡を保持し。以て各部の統一を得せしむへし。此れ乃祖宗簡質の政。親裁の體制にして立憲の義亦是に外ならず。此の如くにして綱紀振張し。各部宰臣均しく其責に任し。用を節し實を務め。以て立國の目的を達することを得は。天下と之を公にすへく。宇内各邦と之を競ふへく。陛下中興の大業。始て成緒を終へ。微臣犬馬の勞。亦與かりて餘榮あらん。若し其人に至ては必陛下の聖鑑に由り。大局に明達し。時務に精鍊なる者を得て。以て之に任すへし。而して中外多端の機務に當るか如きは。實に臣か堪ふる所に非さるなり。伏て願くは。陛下臣か誠を察し。今の時に及て内閣の統織を改め。併せて臣か職を解き。臣をして奬順贊襄の微忠に負かさらしめは。獨臣が幸のみに非さるなり。言非常なるが如くにして。實に時宜の已むことを得さるに出づ。唯た陛下之を斷し給へ謹奏。明治十八年十二月。太政大臣公爵三條實美。

同月二十三日。【詔勅】朕惟ふに經國の要は。官其制を定て。機關各其所を得るに在り。内閣は萬機親裁專ら統一簡捷を要すべし。今其組織を改め。諸大臣をして各其重責に當らしめ。統ふるに内閣總理大臣を以てし。以て從前各省太政官に隷屬し。上申下行經由繁複なるの弊を免しむ。乃各部に至ては。官守を明かにし。以て濫弊を除き。選敍を精くし。以て才能を待ち。繁文を省き。以て淹滯を通し。冗費を節し。以て急要を舉げ。規律を嚴にし。以て官紀を肅にし。徐ろに以て施政の整理を圖らんとす。是れ朕が諸大臣に望む所なり。中興の政一たひ進み。一たひは退くへからす。華を去り實を務め。綱舉り目張り永遠繼くへからしむ。諸臣其れ各朕か意を體して奉行する所あれ。明治十八年十二月二十三日。

同月工部省。參事院を廢し。鐵道事務は内閣の直轄となし。從前太政官所屬の事務は姑く内閣に管轄せしむ。同日内閣に法制局を置く。その官制左のことし。

法制局官制（）法制局に長官一人（勅任）。參事官二十人。書記官二人（奏任）。屬（判任）をおき。○内閣總理大臣の管轄に屬し。左の諸部を設く。」【行政部】外交。内務。勸業。教育。軍制。財務。遞信に關する法律命令の起草審査を掌る。」【法制部】民法。

訴訟法。商法。刑法。治罪法及之に關する命令の起草審査を掌る。」一【司法部】恩赦特典及諸裁判所の官制及行政裁判を掌る。」(長官は命を内閣總理大臣に承け。參事官を統督す。各部參事官中一人を以て。部長とし。長官の指揮を承け。各部主任の事務を掌理す。」【參事官】は各部に分屬し。法律命令の起草審査を掌る。」【部長及參事官】は内閣總理大臣の命に依り。内閣委員となりて元老院に出頭し。下附の議案を辯明す。」【書記官】は長官に屬し。文書を掌る。」同二十四日。文書。恩給の二局を廢し。更に記錄。會計。官報の三局を置き。その官制を定めらる。其要に曰く。各局に局長及次長各一人(奏任)。屬若干員を置く(判任)。各【局長】は事を内閣總理大臣に承け。局務を掌理し。所屬僚員を統督し其一部の責に任し。○各局【次長】は局長を助けて。局務を整理し。【屬】は上官の指揮を承け。書記。帳簿及計算の事を掌る。」【記錄局】は内閣書記官及内閣各局文書の記錄編纂及圖書の類別保存出入を掌り。事務分掌の爲に左の二課を置く。」一【記錄課】内閣書記官及内閣各局の文書を記錄編纂し。諸科隨時參觀の用に供し其出入及保存の事を掌る。」二【圖書課】内閣書記官及内閣各局其他諸官廳所屬の圖書を類別保存し。其目錄を整頓し諸官衙の需めに應じて時々參觀の用に供し其出入を掌る。」【會計局】は恩給の事務及内閣書記官竝内閣各局の用度會計を掌り。事務分掌の爲に左の二課を置く。」一【恩給課】恩給の支給を管掌し陸海軍竝文官一般の恩給に關する事業を掌る。」一【會計課】内閣書記官及各局の經費豫算及決算金錢出納及出納檢査所屬地所の保管竝所屬諸建物の建築修繕竝取締の事を掌る。」【官報局】は官報を編輯印刷するとを掌り。事務分掌の爲に左の二課を置く。」一【編輯課】官報に登載すへき書類の編輯竝印刷の監督を掌る。」二【飜譯課】官報に登載すへき外國文の飜譯を掌り。兼て往復及郵送の事を掌る。」同月鐵道局官制を定め。又賞勳局中主事及一等二等秘書官を廢し。更に秘書官の屬を置く。同月統計院を廢し内閣に統計局を置き官制を定む。十九年一月修史館を廢し。内閣に臨時修史局を置き職員を定む。尋て二十一年十月臨時修史局を廢せらる。二十二年十月臨時帝國議會事務局を置き職員を定め。帝國議會に係る事務を掌らしむ。同年十二月内閣官制を定む。これ現制なり。二十三年三月文官試驗委員官制を改正す。同年六月法制局官制を改正し。内閣所屬職員官制を定む。同八月臨時帝國議會事務局を廢す。同九月鐵道局を鐵道廳と改め。内務大臣の管轄に屬せしむ。三十年八月臺灣事務局官制を定め。翌年二月同局を内務省に移す。同年十月印刷局を大藏省に屬せしむ。

ナイキキヨク　内記局を(ナカツカサシヤウ參看)

ナイケウバウ　内敎坊は。禁中の官女とゝもに舞樂を敎習せしむる所なり。職原鈔云。内敎坊別當(知二女樂事一)。大中納言中堪二其道一之人補レ之。」日本史職官志云。内敎坊。別當知二女樂及蹈歌事一。以二納言一爲レ之(職原鈔。蹈歌據二續日本紀一)。又有二造伎樂長官一。稱德帝神護景雲三年。以二内藏忌寸若人一爲レ之(續日本紀)。蓋掌レ造二樂器一後不二復置一。」また和訓栞に。内敎坊大内にありて。女房の學問をし。又舞なとならふ所也。思の儘の日記に。内敎坊の小さきなと二十人に餘りたりと。蹈歌の下にいへり。今の大宿(オホトノイ)といふは。其あとなりといへり。唐百官志曰。開元二年。置二於敎坊於蓬萊宮側一と見ゆ」といひ。又歌舞音樂畧史に云く。往昔禁中に内敎坊あつて。女樂を敎習する所とし。主管の官人を別當といふ(按るに事物紀源に。唐百官志を引て。武德殿の後置二内敎坊一とみえたれば。是も彼制に傚はれしものなり)。これ雅樂寮の歌と異にして。專ら外邦の樂舞踏歌を練習し。宴會に供す。國史儀式等の書を按するに。正月七日白馬の節の舞妓。同月十五日の踏歌。同月二十一日の内宴の女樂。九月九日の節の舞妓。蕃客饗宴の女樂等。皆内敎坊に於て掌るものとす。此白馬踏歌は唐の故事より出たる節會にして。内宴九月の節には。文人詩を獻ずる例なるにより。彼國ざまの樂を用られし歟　内宴は。三代實錄。貞觀二年正月二十一日の條に。凡毎年正月二十一日。天子内二宴於近臣一喚二文人一賦レ詩。預レ席者不レ過二四五人一。内敎坊奏二女樂一親王公卿及文人。殿上六位已上。賜レ綿各有レ差。他皆倣レ此」とあるにて。其大かたを知るべし)。」蕃客饗宴の狀は。三代實錄。元慶七年五月三日。豐樂殿に於て。渤海使裴通以下を饗したまふ條に。雅樂寮陳二鼓鐘一。内敎坊奏二女樂一。妓女百四十(刊本三十に作る今古本に從ふ)。人遞出舞とあるにて其一端を知るべく。又敎坊妓女の多きをも知るべし」とあり。

ナイシドコロ　内侍所は。和訓栞云。かしこどころ、賢所と書れど。かしこは惶の義也。よつて中右記に畏所と書り。内侍所ともいふ。内侍の奉仕するをもて也。溫明殿とも。後漢志に見えたれば。から名成べし(サムシユノジムギ併看)。

ナイシム　内臣は。和事始に云く。孝德天皇大化元年。中臣鎌子連を内臣とす(日本紀)。是内臣の始也」とあり。

ナイシムワワ　内親王のも。皇室典範の條に明なれど。此に古の制をあぐ。和漢三才圖會に云。天子女曰二公主一。周制天子嫁二女諸侯一。天子至尊不二自主一レ婚。止使下二諸侯同姓者一主上レ之。故謂二之公主一。按。本朝皇女曰二内親王一。古者以二皇女未

レ嫁者一。爲二伊勢齋宮加茂齋院一。垂仁天皇女日本媛命。伊勢齋宮始也。嵯峨天皇女有智子内親王。加茂齋院始也。若無二内親王一者。依二世次一簡二諸王女一用レ之。至二土御門院以來。齋宮齋院之事絶無レ之。今多入二釋門一爲二尼宮一」とあり。仍ほ親王の條を參看すべし。

ナイジュ　内豎は。和名抄に内豎局。二方品員云。令外置レ之云々。今内豎三百人。俗云知比佐和良波」と見ゆ。續日本紀神護景雲元年七月丁巳。始置二内豎省一。以二正三位弓削御淨朝臣淨人一爲レ卿。中納言衞門督上總守如レ故。從四位上藤原朝臣是公爲二大輔一。左衞士督下總守如レ故。從五位下藤原朝臣雄依爲二少輔一。右衞士督如レ故。從五位下田口朝臣安麻呂爲二大丞一。大丞二員。少丞二員。大錄一員。少錄三員。」日本史職官志に。内豎所（職原鈔。和名抄。作二内豎局一）。初稱德帝神護景雲元年置二内豎省一。卿大少輔各一人。大小丞各二人。大錄一人。少錄三人。光仁帝寶龜三年。罷二省及外衞府一。其舍人分二配諸衞一。後又置二内豎所一（按年月不詳）。桓武帝延曆八年。以二從三位高倉朝臣福信善二相撲術一。勅令レ侍二内侍所一（續日本紀）。平城帝大同二年廢。併二左右大舍人寮一（日本後紀）。嵯峨帝弘仁十年復置（令集解。類聚三代格）。内豎三百人（和名抄）。後世以二關白一補二別當一（職原鈔）と見えたり。官制沿革略史に云く。古く内豎の官あり（天平勝寶八年紀以下）。殿上駈使の任なり。神護景雲元年七月。内豎省を置く。寶龜三年二月廢す。然れども。内豎の官は猶ほ存せるにより。内豎所あり（延曆八年紀。以上續日本紀）。大同二年十月。内豎を停めて左右大舍人寮に隷く。弘仁二年復置く（延喜の大膳式に。二百人とあり。日本後紀）。中世内豎所の別當は。大臣。納言。中將等を以て補せらる（西宮記）。又頭。執事（承平六年四月。官人代の名稱を改めて。執事職とせんと上奏せしに。許されたる旨。類聚符宣抄にあり。大籍喚。大籍。奏時。別籍等の號あり（江家次第）とあり。明治以後。宮内省に内豎を置かれ。華族の子弟を撰で之に任ず。

ナイゼムノツカサ　内膳司。（クナイシヤウを見よ）

ナイダイジム　内大臣は。利事始に天智天皇八年十月。内臣鎌子を以て内大臣とす（日本紀）。此時未だ太政大臣なし。故に内大臣を以て。左右大臣の上に置く」とあり（ダジヤウクワム參看）。明治十八年十二月第六十八號達を以て。宮中に内大臣竝に宮中顧問及内大臣秘書官を置き官制を定む。内大臣は親任にして御璽國璽を尚藏し。常侍補弼の職なり。古の内大臣とは職掌異なり。公爵三條實美始て之に任ず。

ナイベム　内辨。内辨。外辨と云ふは。禁中公事を行るゝ日の奉行を内辨と云。すなはち上卿の事也。外辨は内辨の次にて。内辨の手つだひをする役也。是も常に云にあらず。其當日計いふ也（貞丈雜記）。

ナイムシヤウ　内務省は。明治六年十一月十日を以て置き。外務省の次に班す。爾後十八年大に官制を改革し。諸省の卿を廢して大臣を置かれたり。當時の官制によれば。一。内務大臣は地方行政。警察監獄。土木。衞生。地理。社寺。出版。版權。戸籍。賑恤救濟に關する事務を管理し。中央衞生會。警視總監及地方官を監督す〇二。内務大臣官房に秘書官二人を置く〇三。内務省總務局に書記官五人を置き通則に掲くるもの、外戸籍課及圖書課を置く〇四。戸籍課に於ては。戸口調査。民籍。内外國人轉籍。恩給。奇特者賞與に關する事務を掌る〇五。圖書課に於ては。圖書の出版及版權。圖書保存。外國文書翻譯の事務を掌り〇六。參事官は八人を以て定員とし〇七。監獄巡閲を兼ねしめ監獄巡察の事に從はしむ〇八。省中に縣治局。警保局。土木局。衞生局。地理局。社寺局。會計局を置き。」【縣治局】に府縣課。郡區課及地方費課を置き。其事務を分掌せしむ。」【府縣課】に於ては左の事務を掌る。」一。府縣會に關する事項。」二。地方稅賦課徵收及支出に關する事項。」三。地方經濟に屬する財產に關する事項。」四。賑恤救濟に關する事項。」五。地方行政事務にして他の主管に屬せざる事項。」【郡區課】に於ては左の事務を掌る。」一。區町村會水利土功會に關する事項。」二。區町村費賦課徵收及支出に關する事項。」三。區町村共有物に關する事項。」四。徵發に關する事項。」五。行旅病人及行倒人に關する事項。」【地方費課】に於ては左の事務を掌る。」一。府縣官郡區長俸給に關する事項。」二。府縣廳費の支辨に關する事項。」三。府縣廳舍建築修繕に關する事項。」四。備荒儲蓄に關する事項。」五。賦金の賦課徵收に關する事項。」【警保局】に警務課。保安課及監獄課を置き其事務を分掌せしむ。」【警務課】に於ては左の事務を掌る。」一。行政警察に關する事項。」二。警察に關する府縣の成規及施行に關する事項。」三。警察官吏の職務に關する事項。」四。警察署に關する事項。」五。警察費に關する事項。」六。警察上の褒賞及吊祭扶助療治料給與に關する報告の事。」【保安課】に於ては左の事務を掌る。」一。新聞紙。雜誌。雜報等の檢閱竝發行に關する事項。」二。政治風俗に關する圖書檢閲の事。」三。政治に關する結社集會の事項。」【監獄課】に於ては左の事務を掌る。」一。監獄の管理に關する事項。」二。監獄官吏の職務に關する事項。」三。監獄費に關する事項。」四。監獄建築に關する事項。」五。囚徒

押送竝發遣の事○」六○囚徒假出獄に關する事項○」【土木局】に治水課○道路課及計算課を置き○其事務を分掌せしむ○【治水課】に於ては左の事務を掌る○」一○本省直轄の河川○堤防○港灣等の工事に關する事項○」二○府縣の經營に屬する河川○堤防○港灣等の工事を監督する事○」【道路課】に於ては左の事務を掌る○」一○本省直轄の道路橋梁等の工事に關する事項○」二○府縣の經營に屬する道路橋梁等の工事を監督する事○」【計算課】に於ては左の事務を掌る○」一○直轄工事の費用○豫算○決算竝出納に關する事項○」二○府縣の工事に付官費補助其他費用に關する事項○」【衛生局】に衛生課及醫務課を置き○其事務を分掌せしむ○【衛生課】に於ては左の事務を掌る○」一○傳染病地方病豫防に關する事項○」二○檢疫停船規則施行に關する事項○」三○住所飲食竝職業に關する公衆衛生の事項○」四○種痘及檢黴に關する事項○」五○人體の衛生に關する獸畜病豫防の事項○」六○地方衛生會に關する事項○」七○貧民施療に關する事項○」【醫務課】に於ては左の事務を掌る○」一○醫師藥劑師産婆の業務に關する事項○」二○地方病院に關する事項○」三○藥品竝に賣藥取締に關する事項○」四○屍體解剖に關する事項○」五○鑛泉取締に關する事項○」【地理局】に地籍課○地誌課及觀測課を置き○其事務を分掌せしむ○【地籍課】に於ては左の事務を掌る○」一○地籍調査に關する事項」二○官有地管理に關する事項○」三○公用土地買上に關する事項○」四○地所名稱竝地種目變換に關する事項○」五○官民有未定地及社寺地處分に關する事項○」六○舊跡名所公園地等に關する事項○」七○外國人居留地地所に關する事項○」八○海面區域竝水面埋立に關する事項○」九○土石採掘に關する事項○」十○官有地生産物に關する事項○【地誌課】に於ては左の事務を掌る○」一○地誌編纂の事○」二○地圖調製の事○【觀測課】に於ては左の事務を掌る○」一○觀象測候の事○」二○曆書調査の事○【社寺局】に神社課及寺院課を置き其事務を分掌せしむ○【神社課】に於ては左の事務を掌る○」一○神宮及官國幣社に關する事項○」二○神社社格及明細帳に關する事項○」三○官社竝招魂社の經費營繕等に關する事項○」四○古社保存竝神社財産に關する事項」五○神道各派の教規等に關する事項○」【寺院課】に於ては左の事務を掌る○」一○寺院明細帳に關する事項○」二○古寺保存竝寺院財産に關する事項○」三○佛道各宗の宗制等に關する事項○」【會計局】は通則に揭くるものゝ外本省所轄に屬する廳府縣等の豫算竝決算の事を掌る」（以上明治十九年二月勅令第二號）○同年土木監督署○中央衛生會○集治監○衛生試驗所○造神宮使廳の官制を定め○又氣象臺測候所條例を定めて之を監督せしむ○二十一年天象觀測及曆書調製の事を文部省に屬せしめ○二十二年醫術開業試驗委員組織權限を定む○二十三年臨時建築局を廢し○其事務を内務省土木局に屬せしむ○同年又内務省○集治監假留監○中央衛生會及衛生試驗所○中央氣象臺○土木監督署の官制を改正し○鐵道廳を内務大臣の管轄に屬せしめ官制を定む○二十九年又本省官制を改正し○二十五年土木會規則を定め　鐵道廳を遞信省の管理に移す○二十六年又本省官制の改正あり○同年臨時建築職員を内務省中に置土木局に屬せしむ○同年集治監假留監官制の改正あり○又中央氣象臺及氣象臺測候を文部省に移す○二十七年神宮衛士長及衛士に關する件○及府社縣社以下神職を定め○土木技監を置く○又藥劑師試驗委員組織權限○及河川道路港灣調査に關する職員○臨時土木工事に關する職員を定め○土木監督署官制及土木會規則を改正す○二十八年臨時檢疫局を置き○中央衛生及集治監假留監の官制を改正す○二十九年血清藥院○痘苗製造所の官制を定め○又醫術開業試驗委員官制を定めて○二十三年の醫術開業試驗委員組織權限を廢止し○藥劑師試驗委員官制を定めて○二十七年の藥劑師試驗委員組織權限を廢す○同年古社寺保存會規則を定め○内務大臣の監督に屬せしめ○又血清藥院に顧問を置く○同年神宮司廳官制の制定あり○三十年臨時檢疫局官制○古社寺保存會規則を改正し○土木監督署に技監及事務官を置く○三十一年臺灣事務局を内閣所屬より内務省に移し○造神宮使廳官制の改正あり○同年神宮衛士長○衛士副長○衛士に關する件を制定し○二十七年同件勅令を廢止す同年本省官制を改正し○臺灣事務局官制を廢す○同年臨時檢疫職員を置き臨時檢疫局官制を廢す○三十二年傳染病研究所○海港檢疫所○警察監獄學校の官制を定め○痘苗試驗所に顧問を置く○三十三年臨時海港檢疫所官制○日本藥局方調査會規則○港灣調査會規則○臨時檢疫局官制を定め○集治監假留監を司法大臣の監督に移す○現行本省の官制によれば内務大臣は神社○地方行政○議員選擧○警察○土木○衛生○地理○宗教○出版○著作權○賑恤及救濟に關する事務を管理し○臺灣總督○警視總監○北海道廳長官及府縣知事を監督し○總務局の外○神社○地方○警保○土木○衛生○宗教の六局あり○

ナウレン　暖簾○時事新報（二十七年十一月二日）に其種類及沿革等を揭ぐ○曰く○暖簾は素と日光を防ぎ○又は目隱しとして○一般の家に用ひられ○今の如く專ら商家にのみ用ひらるゝにはあらざりき○而して下學集○塵袋抄などには○暖簾の字を記しあれども○谷川士清の和訓栞には○暖簾(ダンレン)とありて○彼の支那の門

簾など云へるものによく當れり。但し本邦にては。鴨居に垂れたるものを總て簾(レン)と云ひ習はしたれば。扨て。その簾(レン)をも簾(スダレ)となしたるにや。又御簾(ミス)の內に壁代。几帳などを垂れて。風を防ぎ暖を取りたるより。頓て暖簾の文字を用ふるには至りしが。暖簾をのれんと訓ぜるは。だんよりなん。なんよりのうと音轉し。のう又約まりてのとはなれるなるべし。玆に暖簾の起源とも云ふべきものを集むれば。往古より用ひ來りし御帳臺(たかみくら)又は帷。戶帳。帟。襖。壁代。幕。幔。几帳等は。皆暖簾の種類にして。暖簾も元は之に基き。其形を摸取したるものならん

【暖簾の沿革】暖簾と名の附きて以來。始めて物の本に見えたるは。土佐光長の年中行事繪卷の內に揭げたる畵なるべし。光長は文治年間の人なれば。鎌倉時代既に暖簾の行はれ居りしこと明かなり。其他京都觀喜小路に在る伊尹の一遍上人繪卷。及春日長隆の融通念佛繪卷等にも暖簾の圖あり。然れど此頃のものは。皆商家の專用にあらずして。家竝に用ひられたり。京都本國寺に藏する古屛風の畵。及び石山寺緣起繪卷には。厩の前に紺無地の暖簾を揭げしもの見えたり。足利以後豐臣時代に至りても。暖簾は猶ほ民家一般に行はれしと見え。土佐光信の畵ける福富草紙竝に鏡わり繪卷。又は天正頃の古屛風聚樂城圖等にあり。但し鏡わり繪卷の內には。其の頃より京洛の商家にも之を用ふるやうになりしにや。その圖を出せり。以上の暖簾には。多く優美なる繪紋を染め出し。又は浴衣地やうの中形模樣あるもの白紺取交ぜ。中程より暈(ボカ)し染めになしたるもの。或は中程より。布づゝ分れたる縫止りの所に。力革を附したるもの等樣々ありたれど。現今の如く屋號姓氏等の文字を書きたるは見えざりしが如し。旣にして德川時代の初めに至り。暖簾は一般商家に用ひらるゝことなりしかど。其模樣は尙ほ大槪優美にして古風を存し。其以前普通家屋に用ひしものと異ならざりき。寬永の頃より商家の暖簾に。商標屋號等を染め拔きしもの出で　問屋などにては其商品國產ものなるとき。例へば薩摩物なれば薩摩屋と書き。後世遂に之を以て其屋號となるが多し。又寬永の頃。小堀遠州が好みて造營したりと云ふなる八條宮の桂御別邸の山里亭に用ひし白紺色段々の半暖簾に。「よしの」の文字書きたる。又同邸內の賞花亭に龍田屋とかきたる等此幽邃閑雅の奧庭に民家の樣を寫し。數寄を凝らしたるを見ても。その頃まで尙暖簾が普通の家屋に用ひられしものなることを知るべし。降つて元祿の頃に至りては。暖簾の稍短きもの流行し。之に其屋號を染め拔きて。商家の軒頭に揭げたると共に。普通の家にて使用することは漸次少くなり行けり。人倫訓蒙圖彙に。餠屋の暖簾の短きものを畵き。之に「ちまきや」と記したる此類なり。また嬉遊笑覽には。昔傾城町の軒に。柳二本を植ゑて橫手を結び暖簾を揭ぐ。それに遊女の名を書きて。その下に浮世袋と云ふものを。遊女自から細工して付けたりとあり。又堺鑑を引きて當津遊女町(乳守)の暖簾には。紫の耳を付くること他所にあらざる所爲なりと云々。また大阪新町の細見澪標には。都島原の局。昔はやむことなきあたりより免しなくては。暖簾揭ぐること叶はず。暖簾は柿染の布四尺三幅にて。縫分に柑子革の爪結あり。當津の暖簾。古は柿色もあり。空色もありし。今は紺ばかりなり。紅絹にて爪結あるは。新艘女郎と云ふしるしなりと見えたり。但暖簾に浮世袋。又は紫の耳。爪結等を附くるは。古製力革を附けたると同く。中程より一布づゝ分れたる處を。綻びぬ爲に縫ひ付たるにて。前にも云ふ如く。その圖古き繪卷物に多く見えたり。又この時代に。江戶にて長暖簾を用ひし商家は。吳服屋。染物屋。湯屋。髮結床。遊女屋の五種に限り。又一種。布に粉糊引きたる長暖簾を用ひしは。藥種屋。表具師。陶器師。鏡磨師に多かりしといふ。弘賢隨筆に。文化。文政の頃。三井の持江戶芝口松坂屋の暖簾に。松のしるしを附けしが。よく見れば三井の文字にて。松を畵きありしとあり。趣向いと面白しといふべし。現今東京に於て古き形の暖簾の殘存せるは。日本橋吳服町の油商柳屋(柳を染め出す)。京橋南傳馬町三丁目紙商太刀伊勢屋(太刀の圖を出す)。神田明神下小間物商藤井(藤の花)。同じく鍛冶町の絲商龜屋(龜の圖)。同須田町の菓子商桔梗屋(桔梗の紋所)。下谷坂本町の紙商鍵屋(鍵の圖)。日本橋瀨戶物町の茶商林や(茶筌を以て標となす)。白牡丹(白拔きの牡丹花)。その他蕎麥屋(更科の名物なるを表はす)。煙草屋(一般に煙草の葉色に擬して染めたり)等の暖簾にして。風月堂の暖簾の。黑地の切れにて緣取りたるは。一風變りて面白く。賣藥屋の暖簾は。守田寶丹の書けるもの適當すと云ひ。書店の暖簾に西川春濤の書。海苔屋のは正木立眠の書きしもの。印版屋にては松本董齋の書を好めるもをかし。又京都あたりにて花見頃掛茶屋に揭ぐる花暖簾の。花模樣を染め出したるものは。優に艷々しく。常の水茶屋に藝娼妓の名などかきたるはいと醜し。又古へ內裏にて疊表に用ふる葦筵に。赤地の大和錦の緣取りて。暖簾の如くに仕立て。廣き庇などに。幾つとなく一間許隔てゝ。互ひ違ひに吊せしことありし。今の【繩暖簾】も此類なりといへり」とあり。暖簾のふるきは舊家をあらはすとて破綻せし分を補綴して用ふるものあり。又手代等の年期終へて同業を開くを暖簾を分かつなどいふ。商家惟一の商標となす。蓋し同じ屋號を名のらしめ。其の商

ナウレ

標も本家と同じくして。其側らに小く符號を附加して本家と區別するものなり。

ナガウタ 長唄は。元和のころ謠ひ初めし一流の俗曲なり 淨瑠璃と異なりて語るものに非ず。笛。鼓。大鼓。琴にも合はせて唄ふなり。その唱歌曲調優美なるを以て。今なほ盛に行はる。もと隆達弄齋節の唱歌を長く綴りて謠ひし故に長唄といへり。昔々物語に。長歌の始は禰宜町にかぶき師右近源左衞門といふ者。かくれなき美男にて。夫を木の人形張拔人形にも作り。夥しく賣めいよ者也しが。此源左衞門長歌に海道下りといふ事を作りうたふ。ことの外はやり後には仕形にして舞。たとへば振廻の節先亭主より客へ所望して。海道下りを舞する。又其次になほりたる人に舞する。又亭主へも所望して舞する 斯の如く同じ舞を一日のうち幾度も舞。我等幼少の時分晝より夜更迄 三十七番振舞に。立かはり入かはり舞し。其後山崎下りといふ長唄是もはやりて舞」とあり 扨江戶長唄の元祖を杵屋勘五郎といふ。元和年中實兄勘三郎駿州より江戶に來り 杵屋と號し。今樣歌舞伎狂言を勸む。其時勘五郎從ひて來る。三代目勘五郎に至り 七段獅子の秘曲を作り。大江戶歌舞伎三絃の元祖となれりと また長唄めりやすは江戶節根元集云。東都にて長唄めりやすの謳ひ始めは 鳥羽屋三右衞門なり 其後豐後節も同人彈始るなり。後に東武專太夫となり歌は文五郎と云。東都の三味線專太夫の弟子ならざるはなし。弟子松島庄五郎も能く謳ひたり。其後延享中中村富十郎始て下りし時。坂田兵四郎と云者召連來り。此時執着といふ歌を謳ひ始む。鼓歌といふは此時より始る。森山座へ下り大當りをなせり云々(鳥羽屋三右衞門の名三代相續すと云。苗字は今にのこれりとも。或は元祖三右衞門は天下一平左衞門の弟子也といへり)。松島庄五郎(享保)。同藤十郎(寬保。延享)。役者大全に坂田兵四郎は歌舞伎役者坂田藤十郎が妹聟なりし杵屋兵四郎が子にて。則藤十郎甥なりし故。苗字を讓り置しを以て。その子成人して坂田兵四郎とて。小歌の名人なりしが 去年巳の六月みまかりしといへり (寬延二巳年其系譜等は大日本人名辭書にあり)

ナカクミ 中汲。(サケを見よ)

ナガサキ 長崎。西海道九州肥前國彼杵郡長崎 元之名は深江浦と云り。或其地極西の邊僻にて。徃昔世に知る人稀なる故。古代の事實分明に傳來無之。或書に此地古代瓊杵田津。深澤江と云し由書載せり。一說に此處元の名は玉の浦と云し由 當時渡海の唐人長崎を瓊浦と稱せり。予茲年來の舊記古老の傳語等を徧く考へ合するに。古昔長崎小太郎。戶町藤次郎。千綿太郎 時津四郎。浦上小太夫。是等の武士兵亂を避て此邊境に流落し。郷民等を從候け。自ら其所の領主地頭の如く成來り 此地の農夫漁人等。他方にて長崎者と云習し。遂に此所の名と成しとなり。此小太郎十代の孫左馬介實子無之。有馬左衞門佐の三男を養子となし。家督を嗣しめ左馬介と名付。其子甚左衞門十二代の孫也。其妻は大村民部少輔純忠の息女なる由。然るに天文年中如何なる故にや甚左衞門將軍義輝公の命に背く事有て。長崎を立退き筑後に流落せし由。其時長崎の地を大村家に給ると云(一說に甚左衞門緣者たるを以て 大村に退去せしとも云り)○舊說に。文治年中。右大將賴朝卿六十六ヶ國の惣追捕使に補せられ。諸國に守護を立て。莊園に地頭を置るゝ時に當て。家人長崎小太郎に此地を被給と也。其後北條家足利家興廢數百年の間。諸國大に亂る。九州には菊池少貳。大友島津の輩各武威を競て。兵革止事無之。此とき小家は從二大家一。弱者は强者に困めらると云へとも。長崎氏遂に他の幕下に屬せず。甚左衞門馬場村に居屋敷を建(今時莊屋の居宅其屋敷の跡也と云)。春德寺山上に城郭を構へ。家人等は馬場村。中川村。片淵村に扶持し置と也。然るに近方に深堀と云在所(長崎より南方三里)領主を茂宅と云 高濱と云在所(長崎より南方六里)領主三浦の末葉とて。互に數百人を催して 合戰數度に及ぶと雖も。遂に勝負を決せず。且又文祿元年島原町に一の堀。豐後町に二の堀。勝山町に三の堀を修築す。是を三の尾の要害也と云々○元龜元年庚午。長崎湊に南蠻船始て着船し。商賣を遂て向後長崎を渡りの津に定め度。領主大村理專に願し故。翌年三月家來友永對馬を長崎に遣し。地割を福島原町。大村町。外浦町。平戶町。文知町。横瀨浦町。六町とし。其後博多町。櫻島町。今町。五島町。內下町出來し。二十餘年を經て文祿の初に至り。二十三町出來す。町々頭人には高木勘左衞門。後藤惣太郎。高島四郎兵衞。高木新七 町田宗賀。白倉如菴。吉岡九兵衞。馬場甚兵衞。須川主水。山本庄左衞門等也。此内高木。高島。後藤。 町田四人。 町年寄と成る○逐年諸方より來り集て住居を願ふ者多く成し故。 慶長二年以來田畠の地に町割有之。 元和の初に至り四十町出來し定免の銀を上納せしむ○天正十五丁亥年。 秀吉公。島津爲征伐九州に發向有之て凱陣の時。筑前博多に暫く御逗留有之。其比長崎の頭人共博多に參上し。御目見を願ふ由。然に於彼地。御老中に無禮を成せし故。如何なる者ぞと御僉議有之處。彼者共は數年長崎の地に南蠻船を相付け。 切支丹の邪法を信用し。神社佛寺を破却し。所々取捕ては其心儘に計ふの旨御聞に達し。甚以不法至極也とて。右の頭人とも即刻追立られ。伴天連共は早々可令歸國旨。長崎表に藤堂佐渡守を差遣され。御條目

を以て急度被仰渡之「定」日本者神國たる處に切支丹國より。邪法を授け候儀。甚以不可然事〇其國郡之者を近付門徒となし。神社佛閣を爲打破。前代未聞にて國郡在所知行等給人に被下候儀は當時之事に候。天下之御法度相守諸事可得其意候處。下下として猥成儀曲事に候事〇伴天連其智慧之法を以て心ざし檀那を持候牛と被思召候處。如右日域之佛法を打破候事。曲事に候條。伴天連之儀日本之地には被差置間敷候間。今日より廿日之間に用意仕可歸國候。其内下に伴天連に不謂儀申懸者あらば可爲曲事候事。黑船之儀商賣之事に候條。格別之事年月を經諸事賣買可仕事〇自今以後佛法之妨を不成輩は商人之儀は不及申何にても切支丹國より往返不苦候條可得其意事。天正十五年〇同十六戊子年寺澤志摩守。藤堂佐渡守兩人被差越。長崎御料知に被仰付之旨。重て御條目を以被仰出。爲御代官鍋島飛驒守に長崎御預け被置之〇唐船入津竝雜事之部。寛永十三丙子年。當年より唐船不殘長崎湊に令着船一切他方に往來するとを禁ぜらる〇寛永十六己卯年。唐僧普定渡海崇福寺在住其後歸唐〇正保元甲申年。今年明朝亡て清朝に一統し。世祖皇帝即位有之改元順治と稱す〇林友官。黃五官。周辰官三人邪宗門爲御僉議江府に被召其後長崎にて切支丹目明被仰付〇唐僧逸然渡海興福寺第三代の住持となる〇正保二乙酉年。唐僧百拙渡海崇福寺第二代の住持となる。同時淨蓮覺聞渡海寺(寺號脫か)に在住し其後歸唐〇慶安元戊子年。二拾艘入津〇慶安二己丑年。五拾九艘入津(以下入津略す)〇唐僧蘊謙渡海福濟寺重興開山となる〇慶安四辛卯年。唐僧道者渡海崇福寺三代住持となる其後歸唐す〇承應二癸巳年。唐僧澄一渡海以後興福寺中興二代住持となる〇承應三甲午年。唐僧隱元和尚渡海興福寺に在住有之隨從之僧二十人渡來り。内十人は始終隱元に陪侍せり(覃按末次氏舊記。承應二癸巳年七月四日。隱元禪師安海船より來於長崎宿萬屋町絲屋七郎右衛門所夫より興福寺へ被參候)〇明曆元乙未年。今年隱元和尚城州宇治の北に黃蘗山萬福寺開創有て初祖と成。但去年隨侍の僧廿人の内十八今年歸唐す〇唐僧木庵渡海福濟寺に在住す同く慈岳隨侍し以後同寺重興二代の住持となる〇明曆三丁酉年。唐僧悅山渡海福濟寺に在住す〇同即非渡海崇福寺中興開山と成る〇萬治三庚子年。福濟寺在住之木庵攝州善門寺に入。翌年黃蘗山第二代の繼席となる〇唐僧鐵瑞渡海後改千獃崇福寺中興二代の住持となる〇寬文元辛丑年。唐僧高泉渡海直に黃蘗山に到り第五代の繼席となる〇寬文二壬寅年。今年清朝第二代聖祖皇帝即位改元康熙と稱す〇寬文四甲辰年。即非和尚豐前小倉城主小笠原氏依招待彼地に廣壽山福聚寺創建有之主法四年の後長崎に歸住す〇寬文六丙午年。是迄唐人市中旅宿に在留せし處。今年より惣町中に順番を定て宿町附町を勤しむ〇寬文十庚戌年。隱元隨侍の獨知名を慧林と改。今年黃蘗山第三代繼席となる〇寬文十二壬子年。魏九官之琰。其子高。同豐。僕喜四人渡海。依賴長崎住尤御免日本人の形に成る。子鉅鹿清左衛門。同清兵衛。僕魏五左衛門と成る〇延寶元癸丑年。唐僧東瀾渡海以後福濟寺後三代住持と成る〇延寶二甲寅年。唐僧玉岡渡海以後崇福寺に看坊〇同雪堂渡海以後同寺在住以後依招請伊豫松山に行〇延寶五丁巳年。今年黃蘗山爲末寺當表に萬壽山聚福寺建開基鐵心住持す〇唐僧心越渡海興福寺在住以後依招請水戶に行〇同慧雲渡海同寺在住以後依招請伊豫に行〇天和元辛酉年九艘入津。近年米穀不作殊に今年唐船入津甚少く。地下諸出銀闕減し。市中以ての外飢饉に及へり。仍て正月中旬より福濟寺慈岳和尚施粥有之〇月下旬より崇福寺千獃和尚施粥有之〇天和二壬戌年。貳拾六艘入津。去秋より崇福寺施粥有之。年を越れとも猶々飢饉甚し。仍而當二月米四石程にて凡三千人に與る程の粥を炊く大釜壹つ鑄さす。釜の高さ六尺五寸程徑五尺五寸。重目千九百六拾五斤釜の緣廻に。聖壽山崇福禪寺施粥巨鍋天和二年壬戌仲春望後日の字有之。則當寺の遺物也〇貞享二乙丑年。七拾三艘入津外に積戾拾二艘。八月朔日より唐船荷物入土藏に公儀より封印始る〇小川町宿の唐船より寰有詮と云書物持ち渡る。被遂吟味之處。書中に天主耶蘇教御制禁の文有之に付。書物は燒捨られ。一船の唐人禁足にて。積戾し被仰付〇貞享三丙寅年八拾四艘入津外に拾八艘積戾し。唐僧悅峯渡海以後興福寺第三代住持となる〇貞享四丁卯年。百拾五艘入津。外に二拾二艘積戾し〇元祿元戊辰年百拾七艘入津外に七拾七艘積戾し。當年九月新に唐人屋敷造營被仰付〇元祿二己巳年。閏正月唐人屋敷成就に付。八百屋町宿の唐人館内に入初る〇元祿六癸酉年。唐僧梅山渡船改獨文以後福濟寺第五代住持となる〇同子嚴渡海改雷音以後興福寺第四代住持となる〇同靈源渡海崇福寺在住す〇同大衛渡海崇福寺第三代住持となる〇同超鼎渡海大浦林氏茶屋に在留し。同年歸唐す〇元祿七甲戌年。唐僧喝浪渡海以後福濟寺第四代住持となる〇元祿八乙亥年。崇福寺千獃和尚黃蘗山第六代の繼席となる〇元祿十五壬午年。去る卯年より今年迄。新地土藏成就す。七月十七日八百屋町。本下町宿の唐船荷物初て此地土藏に入る〇七月咬𠺕吧船より廿祖と云女。唐人連れ來る。此の女福州に渡度き由にて。滯船中館内に住し。木船歸帆の節連歸る〇寶永二乙酉年。木庵隨侍の悅山和尚黃蘗山第七代の繼席となる〇寶永四丁亥年。興福寺悅峯和尚黃蘗山第八代の繼席とな

ろ〇寶永六己丑年。唐僧列光渡海崇福寺第四代の住持となる〇同義勝渡海同寺第五代の住持となる。〇寶永七庚寅年。唐僧全巖渡海以後福濟寺第六代の住持と成る〇正德元辛卯年。唐僧旭如渡海以後興福寺第五代の住持と成る〇正德四甲午年。五拾一艘入津(外に平戸領破船一艘)御老中久世大和守。漢文の御令狀被差下。其趣近年唐船定路之外に乘通り。於諸所拔賣致。不法の働成す者有之に付。海邊の國々備を建置。若以後亞行者有之は急度可召捕。以來堅御國法を可相守旨。御書裁有之。此後歸帆の唐船に右の御令狀一通宛相渡さる〇正德五乙未年。七艘入津外に無牌の船十三艘積戻。二月上使仙石丹波守御目附石河三右衞門當表に發向あり。向後唐船方商賣御新例に被改定。信牌御法相始り。一ヶ年船數三拾艘に被相定。御約定之趣。諸船上領掌之上。信牌一枚つゝ受用持歸る〇享保元丙申年。七艘入津外に無牌船拾九艘積戻。此砌在唐の船主共申合せ去年信牌を領受の者共。日本の年號を用ひ。彼方命令に隨ひ。叛逆同前の由。訴書を官府に差出せし故。節縣官より布政司按察使總督撫院の上官に相達し。遂に朝廷に奏聞ありしゆゑ。容易に裁定難相成。今年も同船入津無之。奥船は入津せり〇當四月積戻の劉汝謙船諸處に漂流し。七月隣壁領にて破船し。當湊に送り來り。被遂御僉議處。胡亂なる仕形に付。唐人屋敷札場に。一船の唐人三十九人籠置る〇當表在館の船主ども。唐國の取沙汰を聞。此後信牌を領すること如何有べきやと疑念區々成し處。郭享統と云船主壹人當御役所に直訴書を差出し。諸船主信牌を領し難きに於ては。我等壹人に何十枚にても與へ給るべし。我等手前より何艘にても船を仕立可令渡海。萬一於唐國此事告を請け一命を終るとも時運と存じ。毛頭遺念無之旨。一心を定て訴出しかば。諸船主共承届此義氣に勵まされ。皆々信牌を領受する事となれり〇崇福寺靈源和尚黄檗山第九代の繼席となる〇在津の唐人共依願新加信牌拾枚與へらる〇去年より籠置れし劉汝謙。一船の唐人共諸船主依願。當正月歸帆の船により連れ歸る〇八月七日陳祖觀船入津し。於唐國去々年以來取上置れし信牌上官の裁判相濟。當五月不殘本主に被差返。近日追々可令入津旨注進。則當八月中旬より同十二月迄。四拾三艘入津せり〇興福寺旭如和尚黄檗山第十代の繼席となる〇享保四己亥年。三月唐醫吳載南海來る。福濟寺に在留。同六月病死〇六月何定扶船より唐僧道本渡海崇福寺第六代の住持となる(下略)〇從江府去る酉年以來。新加牌增與へられし處。明年より最前の定數三拾枚宛可相與旨仰付らる〇是迄商賣商四つ寶積りの處。向後新館半減積に相定らる〇享保五庚子年。二月丘燮觀入津す唐國にて信牌を奪取れし由訴出て。重き可被遂御吟味旨積戻被仰付〇同月二番伊孚九船より。御誂の唐國牡馬二疋牽渡る。但夜に入。本船より馬を卸す。則御用に差上らる〇今度唐人屋敷境内に。新獄屋を立らる。小倉より送來し。唐人三人入牢仰付らる〇福濟寺獨文和尚黄檗山第十一代の繼席となる〇享保六辛丑年。六月陳振先渡來近郷山野に出て藥草見分す〇七月二十一番船より唐醫朱來章渡來同九月彭城藤次右衞門宅に令在留らる〇唐僧杲堂渡海興福寺第六代の住持となる〇今年四月臺灣にて。朱一貴大勢を相催し。謀叛を起し。數十日合戰に及び。六月征伐有之。其黨類を生捕り。八月北京に相渡され。重き刑罰に處せらるゝの旨諸船風說有之〇享保七壬寅年。唐僧伯珣渡海以後崇福寺第七代の住持となる。同仲瑛同時渡海同寺に在住す〇興福寺杲堂和尚黄檗山第十二代の繼席となる〇唐僧大鵬渡海以後福濟寺第七代の住持となる〇今年十一月十三日康熙帝崩御。當年六十九歲在位六十一年第四王子雍親王禛當年四十三歲。讓位の遺詔有之。來卯年正月改元有之由。入津の諸船風說あり〇享保八癸卯年。當年大清雍正元年〇享保九甲辰年。郭享統信牌御法の初年。義志有之。其上御用の唐馬牽渡し御褒美として。一生限恩加信牌相與へらる〇享保十乙巳年。二月五日六番船より朱佩章。朱子章。朱來章兄弟三人渡海す。官梅三郎宅に在留せしめらる〇六月十七日拾四番船より。唐醫周岐來渡海す。柳屋次右衞門宅に令在留らる〇小倉より送來し。入牢の唐人三人依願歸帆す〇柬埔寨國王六佛嬌花信牌願之書翰一通。並本國出產の品二十種進貢す。其趣昔年は貴國へ商賣船數多差越の處。近年國務繁く中絕に及べり。仍て三年前より貢船を造り。今年家臣屋雅帶孚文得理を初め柬埔寨人三人。瓜哇人六人。唐人五拾六人。乘組渡海す。則江府言上有之本國信牌一枚與へられ。出產の貢物は御受用無之〇十二月九日四拾一番船より儒士沈變菴渡來〇享保十一丙午年。十月九日二拾六番船より唐醫趙淞陽渡海す。阿間八平次宅に令在留らる〇在留の朱佩章唐國射騎の者可連渡旨。前年より御請合申上信牌被下置の處。當年三拾三番船右の牌にて入津し。射騎の者は渡船より渡來筈の由。當年中より翌未六月返不渡來故一船積戻被仰付〇享保十二丁未年。六月二十一日唐國射騎陳采若。沈大成。馬醫劉經光渡來〇七月二十六日柬埔寨本國より貢物一艘入津す。但仰付〇唐僧竺庵渡海興福寺第七代の住持となる〇十二月二拾八番郭享統船より御用の唐牡馬一疋牝馬二疋牽渡る。但夜に入本船より馬を卸す。則御用に成る〇享保十三戊申年。貳拾貳艘入津。六月十三日鄭大威廣南仕出の船一艘入津し。象二疋牽渡る。牡象七歲にな

り。牝象五歳になる由。南京造の大船にて。象使ひの廣南人二人相添入津す。同十九日右の船を大波戸に引付材木を竝へ陸路に作り、續て象を本船より卸し　唐人屋敷上段の明部屋に差置る。但同九月十一日夜牝象斃る○享保十四己酉年。三拾貳艘入津。三月十四日牡象一疋宰領拾三人附添、長崎出足す。但一日五里　三里にて泊宿を定め。諸國通り筋の所々に前以象の食物道橋等の用意可有之旨　以御書付仰越る、京都着の節。禁廷に被爲牽入叡覽。夫より江戸表に五月二十五日着　仍て濱御殿境内に牽入置かる○享保十六辛亥年。十二月三日三拾七番船より畫工沈南蘋連渡る○享保十八癸丑年　四月向後唐船一ヶ年貳拾五艘つゝの御定に被仰付之○享保十九甲寅年。三拾壹艘入津　正月十八日西御役所に於て唐人戯曲（曲歟）有之○興福寺竺庵和尚黄檗山第十三代の繼席となる○享保二十乙卯年、今年八月十六日雍正帝崩御在位十三年。九月三日、新帝即位　御諱弘曆、尊號乾隆　今年二十二歳。來辰年正月改元有之由。諸船風說あり○元文元丙辰年、當年大清乾隆元年（二月九日唐館出火同二丁巳年二月四日唐館出火）○元文三戊午年。五艘入津　近年日本諸處より出銅令減少に付　來未年より唐船壹ヶ年貳拾艘つゝ可令入津旨　仰出さる○元文四己未年。貳拾艘入津外に朝鮮破船　四月十日朝鮮船に唐人百人乘入津す但一艘船主吳書日船百六十七人日本に赴し處　去十二月二日大風に逢。朝鮮の内耽羅島にて破船し。内八人溺死し。三人凍死し。相殘百五十六人朝鮮にて介抱に預り。米薪魚菜衣服等相與へられ　其地方より朝鮮國王に訴し由にて。四ヶ月程逗留し。免許の上朝鮮船二艘を與へらる。仍て此船に百人乘り當日入津す　今一艘に五十六人乘し船は五島沖にて見失し由。追て其船平戸領に漂着し　同十五日當湊に送來番外にて商賣仰付らる○六月十八日酉の刻館內未六番襲恪中部屋に潮州人大勢押寄。船釘尖竹等兵具の如く拵て甚及騷動、襲恪中方石礫熱湯等種々方術を以防之。騷亂の內工社二人即死し。十一人手疵を負ふ、依之同二十日襲恪中人數四十二人御役所に召し　被遂御僉議、其夜右の人數興福寺に差遣。同二十三日新地の內を圍ひ差置る○七月二十日館內の潮州人共新地に可押寄風聞專ら有之に付。同二十八日暮方不意に唐人六十九人御役所へ被召出處、御玄關前にて一同に聲を立て甚及狼藉故。悉く搦捕拾八人櫻町獄屋に被差遣。二十五人は明船に遣され　其餘二十六人は館內に差歸し次。八月朔日十八人出牢明船に被遣○九月六日新地に差置し　襲恪中館內の諸唐人と和睦の扱ひとなり　館內に歸住す○元文五庚申年貳拾五艘入津外に迎船一艘、六月二十八日東埔寨出の船より　生玳瑁一つ持渡る、館內にて小役の者二人に養ひ方を見習せ。八月二十三日江府に差上らる、其節足輕二人被相添、大阪迄右小役の者差添。道中の間養ひ方を足輕に見覺させ。小役二人は大阪より當表に歸り。足輕附添江府に差上らる○寬保二壬戌年。拾五艘入津外に迎船一艘。十二月江府より近年諸國出銅減少に付。向後一ヶ年唐船拾艘宛にて年分銅百五拾萬斤可被相渡旨仰出さる（延享二乙丑年。貳拾艘入津外に迎船一艘、福濟寺大鵬和尚黄檗山第十五代の繼席となる○延享三丙寅年。五月江府より。向後唐船定數拾艘之外　古牌拾枚迄は入津御免にて。一ヶ年銅二百萬斤宛可被相渡旨仰出さる○寬延元戊辰年　近年唐船方諸事相滯由に付。御勘定奉行松浦河內守長崎御奉行兼帶にて到着あり。先つ三四年以來滯留の唐船拾八艘。當冬中不殘令歸帆らる○寬延二己巳年　正月向後唐船商賣方御仕法被改定壹ヶ年拾五艘にて、船銀高二百七拾貫目配銅拾萬斤可被限定の旨、船主より配銅證文を令差出られ　此以後增費料增迎船等の證據書其外他船に送荷物借は荷物等一切不被差免、一船限の商賣は可被仰付旨　以漢文仰渡さる○寶曆二己卯年。當年定船數の外。番外船二艘可令入津旨、御免有之。十月。十一月二艘來着す。又一船に二艘分の商賣被差免の處、拾番船　拾四番船一艘にて二艘分宛の荷物積來り。諸定例出銀等二艘分つゝ差出し。銅俵物等二艘分宛積返る○寶曆十一辛巳年。十月二十九日於唐館內爲法事、三ヶ寺の僧徒を請し。終日誦經し、長二間ほどの小唐船二艘を造り。諸貨物船具諸器物等に至るまで　一切積載。翌十一月朔日稻佐裸島にて燒捨之○寶曆十三癸未年。數年來唐船一艘に銀壹貫百目宛。被相渡之處。當年より此事相止○七月七日九番王履階船入津唐國より元絲銀三百貫目持渡る。此代り銅三拾萬斤內正銅七分俵物三分可被相渡約條にて二拾ヶ年可持渡遝文渡置る。但今年俵物拂底に付、正銅三拾萬斤相渡さる○明和元甲申年　五月十日四番（宋敬亭、黄奕珍）船入津唐銀百貫目持渡る、七月二十四日拾三番吳杲亭船入津唐銀二百貫目持渡る○去る寶曆七年向後廣東人參持渡まじき旨、被仰渡の處。其後も密々に隱し持渡候に付。燒捨拂捨に成、依之。去未年、一切賣買停止被仰付。今年九月三日唐人屋敷門前にて。廣東人參四百五拾斤餘燒捨仰付らる○秋田銅山出銅不進に付き。來酉年より當分唐船方渡銅貳拾萬斤可被相減に付。如古例一船八萬八千斤づつ可被相渡哉。又は一ヶ年船數二艘可被相減哉。右兩條之返答書可差出旨被仰聞候處諸船一同に一艘に銅拾萬斤宛被相渡年分船數拾三艘入津の積りに相願出る。但年分二艘減少に付。諸定例令闕少に付。銅二拾萬斤代銀貳百三拾貫目を拾三艘

ナカサ

に割合一船拾七貫六百九拾目餘の外、荷物渡六割六分相增其內二艘分諸定例五貫四百四拾目餘差出、殘總俵物にて可被相渡旨被仰付之○明和二乙酉年、當二月在舘の船主龔子興。崔景山願出の趣。唐國に日本の百分文金有之、代り物宜き品與へらるゝに於ては、才覺を以て可持來旨依願、兩船主に潑文二拾五枚宛被與置之○三月七日四番程䂓若船入津、三拾九號唐銀百貫目持渡之 五月七日六番楊寰九船入津。崔景山御請の古金壹兩、二分文金百壹兩持渡之○同晦日七番崔景山船入津。本主御請の古金六拾五兩、三分乾金二銖判四つ。文金六百四拾兩持渡之○同日八番游模菴船入津。但三拾號唐銀貳百貫目の內此船より百貫目持渡、潑文は追て持來の由也○六月十三日拾番龔子興船入津。本主御請の古金七拾九兩。一分乾金三兩、貳歩文金千貳百三拾九兩。三分元金八兩持渡之○同船より三拾號銀貳百貫目の內百貫目分唐金にて持渡、潑文は貳百貫目之高也」以上は寶曆十年長崎の人。田邊茂啓所著長崎實錄大成に錄すところ長崎開基の一斑を窺ふに足る。又日本商業史に此港貿易につき。左の條あり。曰く。寛永十一年。長崎の商沽二十五人に命じ。南蠻人(葡萄牙人)の爲に海を埋め家を造らしむ。同じき十三年成る。これを出島といふ。よりて二十五人を出島町人と稱し。南蠻人より每年家稅を收めしむ。大抵平均銀七十貫目なりきとぞ。南蠻人寛永十三年より同じき十五年まで出島に在りしが。遂に天草亂後葡萄牙人を放ち。寛永十八年平戶より和蘭人をこの出島に引移らしめらる。よりて每年家稅銀五拾五貫目を出さしめ。出島町人これを分配す。出島屋敷は總坪數三千九百六十九坪餘にして。家數四十四あり。其地形殆ど柄なき扇に似たり。故に淸商これを扇嶼といふ。長さ二三歩の石橋を以て市府に接續し。其橋端に番所を置きて常に警衞せり。この島の北面に當りて二箇の堅牢なる水門あり。奉行の命じたる役員立會ひ、入船の荷物を積卸しする外は一切開閉せざるものとす。又全島の周圍に數尺の板塀を設け。其上に二重の忍び返しを構成す。島中小公園あり島を繞る板塀に傍うてこれを設く。又この島を縱斷する街路の兩側に家屋を建設す。皆二階建にして其下層を倉庫に代用し其上層を居住に充つ。庖厨及其他常用に供する水は。市街を通過せる河流より。竹管を以て島中の水溜に導くものとす。又島の裏手に當りて。和蘭商社の自費を以て。物品賣買の便に供する家屋。及火災に堪ふべき倉庫二棟。庖厨に供する大なる家屋一棟あり。この他長崎奉行所派遣官吏並に通詞の詰所あり。出島町の乙名は。別に自己の家屋と庭園とを有せり。これよりさき。明商の長崎に至るや、直に自己の知人を訪て其家に宿し。相對自由の商賣をなし。明商の輕躁なるものは。貨物を肩に擔ひ、市中を徘徊してこれを賣るに至る。こゝに於いて元和元年長崎奉行長谷川權六宿口錢を定め、端物一反に付銀一匁。荒物價銀百目に付銀十匁宛を買主より出さしむ。寛永十二年。明の商船をして長崎の一地を限りて貿易せしむ。されども猶自由貿易なりしかば、明商船の入津するや。家宅を貸し與へ、積來りたる諸品を引受、商賣貿易をなさしめ、其口錢を取りて。宿主の利得とせしより。市民爭ひて迎船をいだし。明商をひくに至る、後には町中申合せ。順番を立てゝ明商を引受け、其利得を分配せしかば。これが爲常に爭論絶えず弊害多かりき。よりて元祿元年淸商の市街雜宿を禁じ。十善寺村藥園所に唐人屋敷を作り。元祿二年四月これに移らしむ。坪數九千三百六十三坪にして市店百七を設く。全郭はこれを繞らすに溝渠と木柵とを以てし。何人と雖も烙販を佩るにあらざれば入ることを許さず。其貸銀七百三十四貫四百四拾目にして。中四百貫目を幕府より貸與し。他は市中にてこれを負擔し。淸商より每年家稅として。商賣額銀百貫目に付、二貫百十九匁を出さしむ。唐人番所及唐人屋敷乙名組頭等を置くことは。和蘭の出島に於けるが如し。【警備】又云く。肥前鍋島。筑前黑田二家をして隔年に交替勤番せしむ。これを御番所といふ。又番船を置き長崎近傍に碇舶する外國船を看守し。夜中港內を巡廻するを以て職とす。外國船の入港するや。直に警固船二隻を發し、入港船の兩側に繫留す。番船は三時每に他の二隻と交替し。外國船の碇舶中終始かくの如くせり。この番船の費用は沿岸の市街、俗に水町と稱する市民の負擔にして、且入用水夫をもいだすの責を負へり。又木鉢浦に見送番所を置き。外國に向ひて出帆せんとする船舶を、港外遙に大洋に進航するまでこれを護送し。如何なる事柄あるも。再び歸港すること能はざらしむ。又遠見番所を野母村。日野山及權現山に置き、常に眼鏡を取りて大洋を望み、外國船の長崎に向ひて進航するものを認むれば、直にこれを奉行に報ぜしむ。故に人これを白帆注進といふ。又長崎村斧山に烽火所を設け、非常を諸侯に報ぜしむ。後この山を放火山と稱す。【稅關取締】又云く幕府は密商拔荷を嚴禁し。拔荷を訴ふるものは假令同類たりとも。其罪を許して褒美銀を與ふる等の方法を設けたりと雖もこの弊やまず。寛政年中に至りては。豫て外商と期節を示し合せ。漂流の體になすが故に。密商は九州邊の往來少き海邊にゆき。外船の漂着を待居、やがてかすかに其船を認むる時は。荷造したる金子を小舟に積み。急に漕出て官船の至らざる遠沖に於いて。日本金と外國の產物と貿易して歸れば。外國船は元へ歸らず。遠沖の小島などに碇

ナカサ

舶して。風を待遙に遠き他國へ漕ぎ渡りて賣捌くと云ふ。されば拔荷買姦商の手より。外國へ渡りし金子ばかりも夥しきものなりきとぞ。かゝるありさまなるから。文化二年唐船を海上に見掛たる時は隔てゝ進行すべし。又唐船の近邊に碇泊すべからずなど規定するに至りぬ。嘉永六年加賀宮腰浦の商沽錢屋五兵衞。數年間密に外國船と海上に私販し。事顯れしかば。父子四人を磔刑に處し。金三拾三萬五千八百二拾一兩。加州通用札拾萬五千百八拾八兩。加能越三國持高八萬五千三石。千石船三拾三艘を沒收す。此よりさき加賀安房崎の商沽木屋藤右衞門。新潟に於いて外國人と私販せしかば。父子及び家奴三人を磔刑に處し。其家財金銀諸物合せて三百九十八萬兩餘を沒收せり。こゝに於いて幕府は益々私販を嚴禁せり。元祿年中和蘭の外科醫檢夫爾來り。鎖國論を著して曰く。各國有無を通ずるは天地の公道にして。各人の悅び願ふ所なり。然るに日本人はこれを拒みて通ぜず、嘗て其天地の公道に悖るを怪みしに。今日本の地を觀るに正帶に位し。北緯三十度に起り四十度の北に及ぶ。まことに得難き福地樂國にして。山河襟帶港灣交錯別に一界をなす。猶小地球の如し。土沃に物饒なり。東西貿易して彼此相給すれば。洋海の險を超えずして財用自ら餘あり。其人聰明勇敢よく勤苦に耐へ。義に激すれば自ら刀を以て腹を剖るに至る。江戸の城郭恢宏にして。人民の稠密なる五大洲中の大都府に列すべし。此の如き國を有すれば。其閉鎖する固より宜なり。吾徒を窮塞の一小嘴に館しこれを遇する俘囚の如し。蓋し其意は貿易にあらずして。惟藉りて海外を洞察するのみ」云々。尙ほ長崎の沿革。事情を詳らかにせんには。長崎實錄。長崎緣起。長崎古今名考。長崎志。瓊浦通。崎陽群談。長崎港草。長崎古今集覽。長崎夜話。唐紅毛交易大意抄。長崎年表等の諸書に就て見るべし。又明治三十年六月の東京經濟雜誌に載せたる德川氏の支那貿易史中に長崎の市政を說きたるを左に抄す。【長崎の收入】支那品和蘭品を五ヶ所商人に入札せしめて得る金は非常の額にて。其利益頗る多し。其の他長崎市の主なる收入金は唐及び蘭商より出す租稅。五ヶ所商人より商買高に應じて出す三分銀等にして。歲出を支辨したる後は。之を會所銀と稱して會所に積立たり。幕府は江戸城炎上などの時は其の內より臨時獻金し。又御用金を命ぜられたることあり。然れども收支償はざる趣を申立てゝ獻金を辭したる例少からず。」貿易開始の時には幕府より資本を給せられたれども。後には之を返濟して。積立金のみにて外國商品を買取り。直に之を五ヶ所商人に賣るゆゑ。其融通差支なく。長崎市は無資本よりして。終に裕福なる者となりたり。」此利益金の內より每年諸役人に賞與配當を給す。其の他衞生費。貧民救助費。諏訪神社の祭禮費及び外船の難破扶助料をも支辨する定にて。歲出豫算の中に編入しあり。其の金員の出納は町年寄等の監督する所なれば。年寄の一人なる高島四郎太夫も此積立金を私消したりとの誣告を受けたるなり。此の金を役人以下が私かに流用することは。當時種々の名義の下に許されしなり。」寬延元年に如何なる入用なりしか資本金二十一萬三千五百兩餘を政府より借入れたりしが。是は年賦にて寶曆十一年迄に返納して。其の後は共同金の增殖する一方なりしかば。幕府も之を知りてや。別段上納金と名づけ。明和七年より每年金七千兩づゝ徵收したりしが。天明二年不景氣以來上納滯り勝にて。同八年終に之を全廢せり。」役人以下へ配當する金を受用銀と稱し。文化の頃には奉行も配當に預かりたり。是より以前は唐品紅毛品の原價銀四拾貫目を五割增(市中に出せば原價より十五割も三十割も高く賣れる事なれども。奉行以下は役德にて。斯く安く買ひ得たり)にて買ふことを得たりしが。文化九年之を改めて現金にて利益配當を受ることゝなり。元價拾貫四百目の品を五割增に見積り。卽ち拾五貫六百目(金に直して二百六拾兩)を每年受用したり。然れども間もなく止み。文政三年より復たび品物を安く買ふの役德のみとなり。初期在勤中は唐品二拾貫目。蘭品二拾貫目。都合四拾貫目を五割增にて買ひ得べく。第二期在勤よりは唐品二拾貫目蘭品十五貫目都合三拾五貫目を五割增の廉價にて買ひ得たり。」勘定方二人は各二百五十目宛。普請役二人は各百五十匁宛いづれも原價五割增の廉價を以て唐品紅毛品を買ふの役德を有せり。」幕府は此の商買の利益を已に收めんとの意なりしも。後には非常の利益あることを知りて。每年獻上品を命ぜり。金襴。緞子。麝香。藥種。其他の品を注文すれば。奉行より通事に命じて。唐船をして次回に之を持來らしむ。御用品は通常の頒定額の外として。爲に制限を超るも差支なしとす。享保十年には御用通事とて殊に事務の者を置に至りたり。」貿易は最初長崎地方の浪士の貨殖心を養ひて幕府に敵するの慓悍心を制せんとの德川氏の策なりしかば。貿易は日本全國の利を計るにあらずして。唯長崎人民の利を謀るの方針にて組立られたりしなり。【地方制度】長崎は天領にして幕府の直轄なれば。天正十五年以來代官を派遣し。文祿元年よりは奉行を置きて。代官は鄕中卽ち郊外十餘村の事のみを管せしめ。奉行は通商の事及び市中の事を管することに區別を立たり。奉行所の職員は組頭。調役。調役並。定役元締。定役なる者あり。奉行は一人なりし時あり。奉行並を置きしことあり。奉行四人なりし事あり。每年交代す。外に勘定方。普請方

及び徒目附ありて奉行の相談役となり、又庶務會計の監察に任ず　以上は江戸より派遣し其他は地役人の内より任用せり。」長崎奉行は九州探題を兼勤し。有事の日には九州の諸侯を指揮するの權を有せり　故に幕府より十萬石の格式を許されたり、然れば江戸より赴任したる時　偶々年番の諸侯長崎に滯在中なるも　奉行は先づ之を訪問することなく　彼より先づ訪問したり　奉行は之を延て面會するも、頗る鷹揚なる挨拶にて、之を送り出すにも玄關の式臺に下るをなし。但し後日奉行より彼の役邸を訪問する時は、幕府旗下の資格に戻りて、平身低頭の禮をなす。尤も諸侯は役儀上又は外國品を買入る等の爲め、其歡心を得ること必要なれば、此の塲合には立派なる饗應を爲すを例とせり。其の他公私内外より贈品を受ること、及び外國品を商人より廉價にて買ふの役德を有したれば。奉行は隨分有福に暮したり。【長崎の自治制】長崎は貿易港の古きものなれば、古くより西洋の法を採用したる者にや。現今市區の自治制の如く。全く獨立し居たり。長崎市中八十箇町ありて。町毎に乙名、即ち名主あり　内出島町。丸山町。寄合町の三ヶ町は除き。其取扱等別物なりしが、其他七十七ヶ所の町は通例の商家ある街にして。其の乙名は銀四貫目の扶持を賜りたり　是等皆戸籍の事を司り、其の中に頭取　年行司など種々の役儀あり　其の外奉行所又は會所にて役儀を命ぜられ居れば　種々の名目を以て役俸受用銀等の收入あり　頗る贅澤なる活計をなしたり」又町年寄七人あり、頭人とも稱したり　是古への地頭の遺風にして、大村理專が天正十五年國替となりし後は。四人の門閥家を以て年寄に命じたりしか　後には七人となり、終に見習と云ふ者二人を增して九人となしたり。各々高七拾俵五人扶持と銀若干を給せらる。每年年頭として其の內一人江戸に出府したり（後には會所の調役の內より、一人出府せり）。以上年寄及び乙名を總稱して之を地役人と云ふ　何れも土地の豪士及び浪人の子孫なれば、名字帶刀を許され　玄關造りの家に住し甚だ權勢あり　長崎の市街は故に物品を販賣する店は少なかりき」長崎會所は商法會議所と市役所の如き事務を行ふ所にて　頭取、調役　目附　請拂役等ありて　貿易の事務、一切を取扱ふ。頭取は年寄の內より順番を以て兼勤したり。」他四ヶ所商人も各々會所を設け、宿老一人之を主宰し、會所の費用として商買高の五厘を醵出して其の會計を支辨したり、」一長崎市中の諸費用は全く政府の補助を受けず、商賣の益金より支辨せり　長崎年表に揭る所の歳出入左の如し

寛政六年の歳計豫算は、

歳入　銀一萬四千八百八拾一貫三百匁
歳出　銀一萬六千五百四貫九百六拾一匁

文化十年の歳計豫算は。

歳入　銀一萬四千二拾九貫六百拾五匁
歳出　銀一萬四千六百二拾四貫五百八拾六匁

安政六年。

歳入　銀七萬七千百二拾四貫九拾匁
歳出　銀七萬二千三百四拾貫九百九匁

然れども是等の計算は表面上の者にして。內實と異なる無きやは疑ふべし、而して其の款項を見るに。會所及び地方役人の給料は。貿易の原料買上金額の半ばに達せり。以て長崎役人が種々の名目を以て潤澤に收入を得たるを知るべし。」初め長崎商人は自由に貿易して、大なる利益を得たるを。官府の專賣となりてより、利を得ること尠きを以て。幕府は之を憐みて人民の所有地に準じ。竈金と稱して每年戸ごとに。商法益金の內より配當を給したり。八十ヶ町の竈數凡そ一萬二百三十戸。下付の銀年々三百四拾五貫なれば。一戸凡そ三拾六匁弱づゝにして。二季に分ち各戸の戸主を呼出し。町々の乙名を經て之を頒與したり、」市中の警察權は奉行所にて司り、裁判も亦奉行所の吟味役之を行へり、云々、以上經濟雜誌の記すところなり、猶グワイコクバウエキを參看すべし

ナカツカサシヤウ　中務省は、文武天皇大寶令を定めらるゝ時に、置かれたる八省の一なり。其職程及び其屬寮司等は。大日本史職官志を引て之を擧ぐ可し。【卿】一人正四位上。掌下侍從獻替。贊二相禮儀一。審二署詔勅文案一。受レ事覆奏。宣旨勞問。奏二進上表一。監二修國史一。及女王內外命婦宮人等名帳。考二叙位記一。諸國戸籍租調帳。僧尼名籍事上。其屬職一。曰中宮。寮六。曰左右大舍人。圖書。內藏。縫殿。陰陽。司三。曰畫工。內藥。內禮。【大輔】一人正五位上。【少輔】一人從五位上。竝爲二卿之貳一。惟規諫不二獻替一。【大丞】一人正六位下。【少丞】二人從六位上。掌二宮人考課一。餘如二神祇祐一。【大錄】一人正七位上。【少錄】三人正八位上【史生】二十人。和銅六年。加二史生十人一。大同三年。省二十人一。貞觀十六年。省二六人一。（延喜式作二二十人一。蓋復二令之舊一也）。後世大輔少輔。竝置二【權官】一（官職秘鈔。職原鈔）【侍從】八人從五位下。掌下常侍規諫。拾レ遺補レ闕。每三征伐發二兵三千以上一充レ使宣レ勅慰勞發遣上（令義解）其三人爲二少納言一。見レ前（參二取令義解。職原鈔一）後冷泉

帝永承元年。加一人。近衛帝久安四年。又加一人。其後官員日増。及土御門帝時。至二十八人(官職秘鈔)。又有【次侍從】【出居侍從】。竝令外官。文德帝仁壽元年。以從四位下道野王等二十餘人。爲次侍從(按續日本紀。稱德帝景雲四年正月。宴次侍從以上於東院。據此則其置在仁壽以前明矣。然今不可考)。正四位下高枝王等二十餘人。爲出居侍從(文德實錄)。清和帝貞觀五年。補次侍從十三人。尋補四人(西宮記)。醍醐帝延喜中。定次侍從員百人。正侍從八人。亦在員內云(延喜式)。【內舍人】九十人(續日本紀)。舍人上世所置。左右親近之官(日本書紀)。文武帝大寶元年。始定內舍人九十人員(續日本紀)。掌帶刀宿衛。供奉雜使。天子行幸。分衛前後(令義解)。類聚國史云。大同二年。令內舍人代闈司奏事。又與監物主計出納諸司雜物。弘仁二年。停內舍人奏。令闈司奏事如故)。平城帝大同三年。減定內舍人。爲四十人(類聚國史。類聚三代格)。近衛帝久安四年。定爲六十人。其後彌增至百餘人(百鍊抄。官職秘鈔)。簡五位以上子孫性識聰敏儀容可觀者充之(令義解)。雖大臣子亦爲之。後世大臣因臨時內給成功等科。推薦家臣。以爲內舍人。其選遂卑矣(宮職秘鈔)。【大內記】二人正六位上。掌草詔勅。凡禁中記錄事。【中內記】二人正七位上。【少內記】二人正八位上。所掌竝同前(令義解)。平城帝大同元年。廢中內記。陞少內記。爲正七位上官。更置史生四人(四年省二人)日本後紀。類聚國史。參取類聚三代格)。後世大內記陞五位。少內記陞六位(職原鈔。本書作大內記一人)。大監物二人從五位下。掌監察出納。請進管鑰。中監物四人從五位下。少監物四人正七位下。所掌竝同前(令義解)。文武帝大寶元年。置下物職。即此官也(續日本紀。參取令義解古本傍訓)。平城帝大同四年。加中監物二人。少監物二人。嵯峨帝弘仁四年。復舊。事已見前(日本後紀。類聚國史)。中監物。後世廢不置(按延喜式。載中監物。官職秘鈔不載。則其廢在延喜以後。正治以前明矣。唯不能的指其年月也)。監物又有主典。爲令外官。不詳其置在何時。平城帝大同三年廢(日本後紀)。後復置。從七位上(官職秘鈔。職原鈔。按拾芥鈔。作大初位上)。史生四人(延喜式作八人)。大主鈴二人正七位下。掌出納鈴印傳符。飛驛函鈴(令義解)。凡所下諸國公文。皆主鈴印之(延喜式)。少主鈴二人正八位上。其所掌竝同前。大典鑰二人從七位下。少典鑰二人從八位上。掌出納管鑰(按日本書紀。典鑰始見于持統七年)。省掌二人(令義解)。【扶省掌】二人(三代實錄。貞觀十二年置)。【使部】七十人(延喜式作三十八人)。直丁十人(令義解。按本書中務省錄以上所司。內記。監物。主鈴。典鑰。各爲一司。故延喜式謂內記以下。爲四局官人)。

【中宮職】大夫一人從四位下。掌出納啓令。亮一人從五位下。大進一人從六位上。少進二人從六位下。大屬一人正八位下。少屬二人從八位上(令義解)。史生八人(延喜式)。職掌二人(令集解。類聚三代格。弘仁九年置)。舍人四百人。掌分番宿直等事。使部三十人(延喜式作二十人)。直丁三人。凡皇后及皇太后。太皇太后通稱中宮(令義解)。故三宮官屬。概稱曰中宮職。其後有三宮。即各置其職。而其官屬蓋皆遵是制(續日本紀。文德實錄。三代實錄。類聚國史。按續日本紀。聖武帝稱所生皇太夫人宮職爲中宮職。則太夫人亦稱中宮也。又按本書桓武帝即位。爲皇太夫人高野氏。始置中宮職。然自天平以降。中宮官人往々見于本書。而今謂始置者可疑。顧本職非常置官。有中宮則置之。無則廢之。蓋所謂始置者。爲皇太夫人始置之之謂。而非謂此職始于此也。附以備考)。及一條帝立女御藤原彰子爲中宮。則位亞皇后(榮華物語。日本紀略)。中宮之稱。非復令制之舊矣(官職秘鈔。職原鈔。按職原鈔一本云。自天應置中宮後。與三宮竝稱曰四宮。據此則當時已有四宮之稱也。然天應中宮。即皇太夫人宮之稱。蓋亦同三宮。而非別置中宮也。本書說頗可疑。豈一條以後。特爲中宮置其職。稱爲四宮。而本書誤係之天應乎。附以待後考)。後世大夫。亮。大進。少進竝有權官(官職秘鈔。職原鈔)。【左右大舍人寮】天武帝時。大舍人已分置左右(天武以下。日本書紀)。大寶制亦襲之。頭各一人從五位上。掌大舍人名帳分番宿直容儀假使事。助各一人正六位下。大允各一人正七位下。少允各一人從七位上。大屬各一人從八位上。少屬各一人從八位下。大舍人各八百人。使部各二十人。直丁各二人(令義解)。初天武帝元年。詔曰。初出身宜先爲大舍人。然後簡其才能。以充當職(日本書記)。桓武帝延曆十四年勅。今後左右大舍人。以蔭子孫補之。其位子從人才。取容儀端正工於書算者。不得濫補雜色及畿外人(類聚國史。類聚三代格)。平城帝大同二年。依令定左右大舍人員各八百人。先是減半故也。尋停內豎隸本寮。各一百人(類聚國史)。號曰上殿舍人。三年併左右爲一。頭助以下。各從減省。唯加少屬一員。嵯峨帝弘仁二年。上殿舍人一百二十人。復舊名爲內豎(日本後紀)。十年復置內豎。減大舍人半。定爲四百人(令集解。類聚三代格。按三代格作十一年。又按延喜式云。史生四人。蓋係二寮合併後所置也。姑附于此)。【圖書寮】頭一人從五位上。掌經籍圖書。修撰國史。內典佛像。宮內禮佛。校寫裝潢功程。給紙筆墨事。助一人正

六位下、大允一人正七位下、少允一人從七位上。大屬一人從八位上、少屬一人從八位下(令義解)、史生五人(延喜式)。寮掌一人(三代實錄。貞觀八年置)寫書手二十人。裝潢手四人。造紙手四人(類聚三代格。大同三年造紙手八人。減ニ三人ー。減ニ長上ニ爲ニ一人ー。弘仁三年加ニ一人ー)。造筆手十人(類聚三代格。大同三年造筆手舊六人。今減レ半)。造墨手四人、使部二十人(延喜式。作ニ十人ー)。直丁二人、紙戸(令義解)。後世助ニ置權官ー(官職秘鈔。職原鈔)。【内藏寮】(令義解)。履中帝時。建ニ内藏於大藏側ー。以蓄ニ官物ー。使ニ阿知使主、王仁二人錄ニ其出納ー。因定ニ藏部ー(古語拾遺)。持統帝時。已有ニ内藏寮ー(日本書紀)。及ニ大寶修ー令。置ニ頭一人ー。從五位下。掌ニ金銀珠玉。寶器錦綾綵氈褥。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進御服。及別勅用物事ー。助一人從六位上。允一人從七位上。大屬一人從八位下。少屬一人大初位上。大主鑰二人正七位上。少主鑰二人正八位上。掌レ主ニ當出納ー(令義解)。史生四人(續日本紀。」和銅元年置 日本後紀云。大同四年加ニ置二人ー。延喜式作ニ十人ー。伊呂波字類鈔作ニ八人ー)、寮掌二人(三代實錄、元慶四年置)。藏部四十人(伊呂波字類鈔作ニ二十人ー)、價長二人(伊呂波字類鈔、作ニ四人ー)、掌レ平ニ物價市易ー大藏東西市價長所レ掌皆如レ之。典履二人正八位上、掌下縫ニ作靴履鞍具ー。及檢ニ校百濟手部上。百濟手部十人(伊呂波字類鈔作ニ二十人ー)。掌ニ雜縫作事ー(令義解)。典革一人。狛部六人(令集解)。織錦綾羅手二十人(類聚三代格。本書云。織錦綾羅手二十人、神龜五年置。隷ニ内匠寮ー。延暦十五年、改屬ニ本寮ー)、使部二十人(延喜式作ニ十人ー)、直丁二人。百濟戸(令義解。令集解、引ニ古記ー云 百濟戸十戸、在ニ左京及紀伊ー。是名爲ニ雜戸ー)、桓武帝延暦十八年。廢ニ主鑰四人ー。加ニ少屬一人ー。平城帝大同三年、太政官以ニ内藏寮供御繁劇ー。奏請加ニ少允一人ー(日本後紀。令集解。按諸寮分爲ニ大小ー。小寮位卑ニ於大寮ー一等。且無ニ少允ー。如ニ内藏ー即是也。今置ニ少允ー。則蓋陞爲ニ大寮ー也。職原鈔作ニ頭從五位上助正六位下ー者。可ニ以見ー已)。先レ是典履。百濟手部。典革等諸職。大藏所レ管。大同元年。改隷ニ本寮典履三人ー。至レ是減爲ニ二人ー(令集解。類聚三代格。按ニ集解及三代格ー。大同元年典履竝二人。其增爲ニ三人ー。蓋在ニ二年以後ー。今復仍レ舊也)。後世頭助竝置ニ權官ー(官職秘鈔。職原鈔)。【縫殿寮】頭一人從五位下。掌ニ女王内外命婦宮人名帳考調及裁縫纂組事ー。助一人從六位上。允一人從七位上(伊呂波字類鈔。作ニ正七位下ー)大屬一人從八位下(伊呂波字類鈔。作ニ從八位上ー)。少屬一人大初位上(令義解)、史生四人(延喜式)、染司二員(令集解。類聚三代格。大同二年廢)、使部二十人(延喜式作ニ十人ー)。直行二人(令義解)。桓武帝延暦十八年。勅加ニ允一人ー。准ニ大寮ー(令集解、類聚三代格。按ニ職原鈔ー。縫殿頭從五位上。助正六位下。伊呂波字類鈔。助作ニ正六位上ー。其說少異。然其陞爲ニ大寮ー者。不レ容レ疑也。姑附ニ于此ー)。後世助有ニ權官ー。允有ニ大少ー(官職秘鈔、職原鈔)、【陰陽寮】天武帝時。已置ニ本寮ー。持統帝時。有ニ陰陽博士ー(日本書紀)大寶制。亦因ニ其故ー。頭一人從五位下、掌ニ天文曆數災祥吉凶奏聞事ー(令義解。令集解)。【助】一人從六位上。【允】一人從七位上。【大屬】一人從八位下。【少屬】一人大初位上。【陰陽師】六人從七位上、掌ニ占筮相レ地等事ー。【陰陽博士】一人正七位下。掌レ教ニ陰陽生ー。【陰陽生】十人。【曆博士】一人從七位上。掌三造レ曆及教ニ曆生ー。【曆生】十人。【天文博士】一人正七位下。掌下候ニ天文氣色ー有レ異密封奏。及教中天文生上。【天文生】十人。【漏刻博士】二人從七位下。掌下率ニ守辰丁ー。候中漏刻之節上。【守辰丁】二十人。掌下候ニ漏刻ー以レ時擊中鐘鼓上(令義解)。【史生】四人(延喜式。日本後紀。大同四年加ニ史生二人ー。然令義解不レ載ニ史生ー。蓋脫文也)。【使部】二十人(延喜式作ニ十人ー)。【直丁】三人(令義解)。村上帝時賀茂保憲爲ニ陰陽頭ー。兼ニ天文博士ー(扶桑略記)。保憲傳ニ曆道於其子光榮ー。天文於安倍晴明ー。從レ此加茂安倍二氏。分掌ニ兩道ー(職原鈔。帝王編年記)。後世助有ニ權官ー。允有ニ大少ー。陰陽曆天文漏刻諸博士。竝有ニ權官ー。以ニ五位ー爲レ之(參取官職秘鈔。伊呂波字類鈔。職原鈔)、【内匠寮】令外官(職原鈔)。聖武帝神龜五年置。隷ニ中務省ー(續日本紀。令集解)。【頭】一人從五位上。掌下元正前一日。率ニ木工長上雜工ー。裝ニ飾大極殿御座ー。諸節前一日鋪ニ設豐樂殿。小安殿、武德殿、神泉苑等ー事上(延喜式)助一人正六位下(職原鈔)。大允人正七位下。少允二人從七位上。大屬一人從八位上。少屬二人從八位下(續日本紀。職原鈔。按ニ本書ー位階皆闕。今姑按ニ諸寮例ー補レ之。待ニ後考ー)。史生八人(續日本紀。日本後紀云。大同四年省ニ二人ー。延喜式作ニ七人ー)、【寮掌】二人(三代實錄。貞觀五年置)、使部以下、雜色匠手各有レ數(續日本紀)。桓武帝延暦十五年。割ニ織錦綾羅手二十人ー。屬ニ内藏寮ー。平城帝大同三年、勅置ニ長上工二十人ー。准ニ從八位官ー。番上工百人。使部一人。以爲ニ永例ー(類聚三代格)。後世助ニ置權官ー。然工匠營作事。後皆爲ニ木工修理所ー掌。内匠稱失ニ其職ー矣(官職秘鈔、職原鈔)、【畫工司】正一人正六位上。掌ニ畫繪彩色。判司事ー。初推古帝時、定ニ黃書畫師。山背畫師ー。蓋掌ニ是職ー(推古以下、日本書紀)。佑一人從七位下、令史一人大初位上。畫師四人。畫部六十人。使部十六人。直丁一人(令義解)。平城帝大同三年。併ニ内匠寮ー(類聚國史。類聚三代格)。後世有ニ畫所ー。置ニ別當五人藏人預等ー(拾芥鈔)。【内藥司】正六位上。掌下供ニ奉藥香ー。和ニ合御藥ー事上。佑一人從七位下。

令史一人大初位上。侍醫四人正六位下。掌下供二奉診候醫藥一(令義解)、常侍中禁中上。天子御レ殿、則詣二小板敷一。候二望顏色一。故號曰二半昇殿一(官職秘鈔。職原鈔。伊呂波字類鈔)。作二侍醫五人一)。史生二人(日本後紀。大同四年置)。使部十人。直丁一人(令義解)。(宇多帝寛平八年、併二典藥寮一(官職秘鈔後付。類聚三代格)。【內禮司】正一人正六位下。掌二宮中禮儀一、禁二察非違一。佑一人正八位上、令史一人大初位下。主禮六人。掌三分二察非違一。使部六人。直丁一人(令義解)、平城帝大同三年。併二彈正臺一(職官志。令集解。類聚三代格)。中務省は。此の如く職程寮司等周備せしも。武臣の大權を執るに及て、漸々衰廢に至れり。明治維新の際。別に此省を置かず。宮中のことは宮內省に屬す。學術に關するものは文部大臣に附屬せしむ。

ナガト 長門は、山陽道に屬し、舊と穴門と稱せしも。其豐前の國との間に。狹くして長き海門あるによりて。長門と名けたりしと云ふ。古事記訶志比宮の段に。帶中日子天皇。坐二穴門之豐浦宮一云々。書紀に二年三月云々、幸二穴門一など見えたり。記傳云。穴門は長門國と豐前國との間の海門にて、筑前國の北面の海より。山陽道の南面の海に入る門なり。穴戶としも名に負たるゆゑは。源貞世(今川了俊と云し人)が、道ゆきぶりと云物に云く。霜月の二十九日、長門の國府を出て。赤間の關に移り著ぬ。ひの山とかやいふ麓の。荒磯を傳ひて、はやともの浦にゆくほどに。向ひの山は豐前國門司の關の上の峰なりけり。海の面は八町とかや云めり。潮の滿干のほどは宇治の甲瀨よりもなほ落激(タギ)りためり、さても穴門豐浦の都と申し侍ることは。今の赤間の關と。門司の關とのあはひは。山のひとつなる。其の中にわつかに潮のみちひの路ばかり。穴のやうにて侍るに。其岸の東西に、人家しげかりけり。穴戶とはさて云なりけり。其を皇后の軍の御船。通り難かりけるに。御船よそひて後、一夜のほどに。此穴戶の山引分れて。今のはやともの渡になりぬ。此山さながら西の海中によりて。島となれり。此島の向ひは柳の浦とて。昔里內裏のたちたりける所なるべし」と云り。此穴戶の名の說。國人の古く語傳へたるを聞て。記せるなるべし(但其岸の東西に人家しげかりけり。穴戶とはさて云なりけりと云るは、古言に海門を戶と云しことを知らずして。戶を民戶の意と思ひ誤りて云るひがことなり。穴の如くなる海門と云意なる物を、さて皇后の軍とは。神功皇后の。韓國へ向給ふ時の御軍を云りと聞ゆ、さて其時一夜のほどに。山の引分れたりと云も。古き傳說と聞えたり。島となれりと云は、引島と云島のことなるべし。引と云名も由ありて聞ゆ。但此島名は。既に仲哀紀に見えたり。後の名を以て記せるにもあるべし。さて此穴戶の事は、なほ內山眞龍が考に云く、長門の段浦と。豐前の早鞆崎との間の海、里人は一里ありと云なれども、いと近くして。わづかに五六町ばかり離れたり、さて此段浦と早鞆と、相對ひたる。兩方の山の岸、崩れ缺たる形なるを見るに、上代には此處長門と、豐前とつゞきたる岩山にて、其下に洞ありて、東西通り、潮の通ふ道ありて、船も往來ひつらむ故、穴戶とは云なるべし。仲哀紀に洞海(クキノ)とあるも此なり。然るを後に其洞の上の山を截通して、今の如くよのつれの海にはなれるならむ。されど今も兩方の岸高く。間の海はいと狹く、穴の如くにて。潮の滿乾に流るゝさまは。早川の如くなり。かくて西方はやうやくに廣くして、長門の赤間關より、豐前の柳浦までの間、船路一里なりとぞ。さて早鞆神社は。豐前の地にあれども。今も里人は長門の社なりと云なるは。舊と地つゞきて。長門の內なりし故にあるべきと云り、宣長按に此考貞世の記せる趣と大かた似たり。洞海と云は。久岐(クキ)は久具里(クヽリ)にて、山下の洞をくゞりて。船の往來し故の名なるべし。さて今此海門の北は長門國にて。段浦。赤間關と西へ竝び。なほ西は大海なり。南は豐前國にて、早鞆、門司關、大裡、柳浦、小倉と西へ竝び、其西は筑前國につゞけり。引島は此海門の西の口に在て長門に屬り、さて次手に云むは、彼早鞆神社を海布刈社とも云て。年每の十二月晦日の夜、海布刈神事と云あり、其夜は常より殊に甚く潮の干るを、彼社の神主、海きはの石階を五百段降りて、底の海布を刈る。其同時に長門の一宮の神主も、松明を執て北より同く五百段降りて相對ひ。丑時のくだりに南北へ相去る。此に因て其浦を五百段浦と云。又略きて段浦とも云也」と云り。右の說にて穴門といへる名義を知るべし。さて一國の大勢は。東は石見。周防に界し。西南北の三面は海に臨む。厚狹。豐浦。大津。美禰。阿武。見島の六郡あり(明治二十九年三月。阿武。見島の二郡を廢し阿武郡を置く)。石見、周防の境は重嶺攢峯綿延として、鳳翔山は周防の境に跨り、一峰は國境に在り。一峰は周防に在りて。是を西鳳翔山と稱す。豐浦郡は西南に突出す。其岬端を壇浦と云ふ。豐前の門司關と海峽を夾みて。其間僅に七八町。潮勢極めて急なり。早鞆の瀨戶と稱す。下の關は一に赤間關と稱す。海峽の西に在り。西道往來の要港にして引島其西に橫はり。共に泊舟輻輳の港なり。故を以て街市の繁盛。他港に勝る、此海より東を周防灘とし。西を響灘とす。響灘は海岸高く峙ち、其間に室津、特牛の諸港あり、大津。阿武の兩郡は皆北海に面ふ、見島郡は海中の孤島のみ、德佐、地福、飯櫃の諸川は石見及ひ周防の境より發し、合して一大河となり、北流して萩の城市に沿ひ海に入る、これを河

上川と云ふ。此間の海岸多くは高險にして。岬灣出入せり。厚狹郡は周防灘に面ひ。豐後と相對す。御崎。本山岬等海中に斗出して。港灣相連れり。廣瀨川。吉田川。厚狹川は共に源を國の中央より發し。南流して海に注く。慶長五年。毛利輝元安藝廣島より萩の城に移りしより。毛利氏世々萩城に居住し。以て此國と周防とを領せしか。明治の新政に至り。兩國倶に。山口縣に隷せり。物産の重もなる者は。石炭。緣礬。硯材。鮎。烏賊。鰤。鮑。鰯。鯨。章魚。河豚。茶。鹽。陶器等なり。

ナカノヤキ　中野燒は。筑前にて製出する陶器なり。工藝志料に中野燒は天和二年。筑前國主黑田光之工人に命し。其の上座郡小石原村の南中野に於て窯を開き。製せしむる所の磁器なり。其の工人は肥前の有田より來る。其の製法は支那(明)に倣ふ」とあり。

ナガモチ　長持は。衣服調度を入るゝ家具の一なり。桐又は樅の材にて作る。又籠長持とて竹にて目荒く編み。蓋なきものあり。安齋隨筆に。榮花物語を引きて長もち。からひつのふたに。いとおとろ〳〵しうたゝみいれて。うちかされてふたりなとかきて。もてくるもあり云々。からひつすたれて。後に長持出來たるにはあらす。古しへよりからびつと。長持と二品ありし也。」また嬉遊笑覽に平家物語紅葉の段。あやしの女の童の。なかもちのふたさけたるが。なくにてぞ有ける。いかにといへば。主の女房の院の御所にさふらはせ給ふか。此ほどやう〳〵にして。したてられつるきぬなもてまゐるほどに。たゞ今男の二三人まうてきて。うはひとりてまかりぬるぞや。同物語。三日平氏の段。長もち三十えたに。こがれ卷衣染ものふせいの物を入て奉らる(賴朝より池大納言賴盛へ贈らる)。又征夷將軍院宣の段。厚綿の衣二兩。小袖十かされ。なかもちに入て。設たりなど見ゆ。衣筥のふた用る事諸書に見ゆ。位記問答に。唐蓋はころもはこのふた也といへり(もと硯筥のふたを用ひしが。後世に硯ふたといふ一種の器できたるが如し)。古へ調度は定りたる物の外。何にも廣く用ひたる事多し。品數すくなくても足りし也」とあり。また昔し【車長持】と云ふあり。長持に車を付けたるものか。又同書に明曆の回祿に不便利にて。夥しく燒たるより。後廢れて用ひさりしといへるは非なり。天和元年辛酉十一月町觸に。火事出來の節。兩國橋かり橋長持竝車長持通し候へは。往還の妨に成候間。通し申間敷候云々とあり。其頃より次第に廢れし也」とあり。武江年表天和二年正月の條に車長持禁せらる。火事のとき道路の妨となるゆゑ也」とあれば此禁令によりて。廢絶せしものならん。」また【唐櫃】と云ふあり。その用長持に同じ。貞丈雜記云。唐櫃(からふとゝも云)に二品あり。長からひつと。荷びからひつ也。長からひつは長持の如く長し。是は一つを貳人してかづく也。荷からひつは長唐びつの半分にて短し。是は二つを棒の兩方にかけて。壹人して荷ふ也。何れも唐櫃には足六本あり。笈の足の如し(小袖鎧其外何にても入る物定なし)。また同書に唐櫃には。何れも棒通しの金物なき也。緒を以て。棒にからげ付る也。然れどもあやうき故。中比より金物を打也。常に座敷などに通しあるはあしゝ。また土佐國安藝郡東寺は。弘法大師開基也。其寺に大般若經を荷唐櫃に納めたり。其唐櫃寸尺如左。ふた横壹尺八寸(但めんともに)。同深さ貳寸六分半(但内のり)。身總脇壹尺壹寸壹分。高さ壹尺五寸八分。足高さ壹尺六寸八分。總體赤漆也。春慶塗の如し。きちやうめん黑し。いかにも古物也と云」と見ゆ。去れば長持唐櫃とも古くより用ひし事知るべし。

ナガレクワムヂヤウ　流れ灌頂は。流水の上に建つる供養の塔にして。水中に死するものゝ白骨死屍を弔ひ。餓鬼の水をのまんとするに。火となるものを供養する爲め經文を記せる卒塔婆をめぐらし。中に竹柱四本を建て。之に樒を挿し白布をはりて。其のたるみて水に腕るゝ樣に作る。是幽魂の水を飲む爲なりと云ふ(セガキ。及ソトバを參照すべし)。

ナギナタ　薙刀は。婦人の使ふべき武器なり。古へ其名目あるも。近世と製作異なるに似たり。軍器考云。長刀といふ文字ふるき物にしるせる所。皆かくのごとし。節用集には。薙刀ともかくよし記せり。これ其頃には。世に長き打刀の出來たれば。薙といふ字用ひて。其物をわかてる也。和名抄を見るに。長刀の下に。唐令の銀裝長刀又細刀といふ說を引て。之路加爾都久利乃奈伽太遲とよみたり。太政入道淨海の銀の蛭卷したる長刀などいふもの。その物にや。いづれの比より。奈伎奈太とは。なづけたりけん。陸奥後三年の戰に。將軍金澤の柵を攻られしに。武衡がこはうちときこえし龜次と。次任が舍人鬼武とたゝかふに。龜次が頭胄きながら鬼武が長刀のさきにかゝりておちぬといふ事を繪がきし物を見るに。即今の長刀の制なれは(後三年の合戰の繪)。此比は。すでに奈伎奈太といひしなり。其後に又大長刀といふもの出來ぬ。元弘。建武の比ほひは。三尺餘りなるをも。猶小長刀といひて。大長刀といふは。五尺六寸に餘れり。又身も柄も五尺餘つゝのものありけり。これ今の世にある制とは。同じからぬ歟。又ふるき草紙に。長刀小反刃など。おしならべていひしもあり(高館の草紙等)。かれ此を通し考ふるに。近き代迄ありし中卷

といひしもの。刃も柄もひとしくつくれる物なれば。かの大長刀ときこえし物の類にやあらん。今の世にある物は。いにしへよりの長刀の制にて。小反刃などいふも此類にぞあるべき。異朝の書に見えし。我朝の制に。刀の大にして長き柄あるものは。すなはち擺導の用ふるところ。人をころしつべき物にて。これを先導といふとしろせるは。長刀の事にて。皮條を刀の鞘につゞりて。これを肩にはき。或は手にとるものは。即はち隨後の用ふるところ。これを大制といふとしろせるは。中卷の事をいへるなるべし（武備志に見ゆ）。すべてかゝる物。いにしへと名は同じけれど其實は今に異なるも。又今に其名異なれど。古と其實は同じきもある事なれば。昔の物見れば。おぼつかなし。筑紫長刀といふ物は。其制すこしく異なる也。これも古よりある物にや。詳なる事をばしらず」とあり。和訓栞に。なぎなた眉尖刀の類。薙鉈（ナタ）の義なるへし。今もなたなぎなたと稱する物あり。其物より出たる名成べしといへり。武備志に我朝の制に。刀の大さにして長き柄のかたなの義のか反な也。薙鉈の義なるへし。今もなたなぎなたと稱する物あり。其物より出たる名成べしといへり。武備志に我朝の制に。刀の大さにして長き柄ある者は。擺導の用る所。人を殺しつべき物にて是を先といふと見えたるも。此物成るべしといへり。中山傳信錄には。中山王の儀仗に見えて。長鈎と書せり。今も侯家に先導とし。專ら打物と稱せり。古今ともに大將の持べき物にして。士卒の持べき物にあらず。文治中奥州の戰に。和田義盛弓をもて國衡を射殺す。畠山重忠其首を打とる。よりて義盛武功を空くせしより。弓箭の德衰て長刀を戰場の要とす。此後承久。元弘の軍には。太刀討の勝負をもつて大功とすと。されと討死の者多きにより。應仁の亂には。もつはら鎗をもて兵器の最とせりとぞ。」また貞丈雜記に。長太刀と云は。刃は二三尺許にて長き柄をすげたるなり。或書に柄の長さは。其主人立て耳の下より足のふみ所迄の長なりと云。是野太刀とも長卷ともいふ。戰場にて人馬の足をなくり。敲き倒す物也。切る事を專とせざれば。刃を磨くに及ざる也。さやもなき也。柄を長く片手卷にまく故長卷とも云なり。石突あり（薙刀とは別なり）。又同書に古は式正の行列には鑓長刀の類持する事なし。旅行抔の時は持せし也。信長秀吉の時代より常に持する事に成たりとぞ。寬文年中の比迄は鑓持馬の口取抔の類。途中にて禮をするには皆つくばひて禮をしける由。古老の物語也。近年は立はだかり。兩手を擴て立を禮とする也。下部の者共のし出したる事也。」其頭書に公方樣には長刀を持せらるゝ也。私には持せさる也。」又同書に房と云は。長刀を持つ者也。公方樣には房なし。御長刀被持候事候へは。門跡の御力者（剃髮の者なり）參候由。條々聞書に有り。房は剃髮の者にあらす。俗體也（條々聞書云。すあふ袴かた衣。袴なとの紋の事。只目たゝぬか可然候。さのみ小きも又大なるも人に依るへし。房小者は人の目に立樣なるか能候云々）。房のひたゐ髮の事。伊勢加茂寺貞助返答に云。管領の房は。ひたゐ髮なし。其外は有り云々。京都將軍時代の人は。貴賤ともにさかいきをそらず。惣髮なる故ひたゐにも髮あり。然るに管領の房ばかりは。ひたゐの髮をそる也。是目しるしの爲歟詳ならす。管領ならぬ常の人のめしつるゝ房は。常のごとくひたゐ髮をそらずと也」といへり。また鹽尻に。なぎなたは長刀の轉語といへども。實は薙鉈也（日本紀鉈をなたと訓す）と。諸說未た定まらす。和漢三才圖會には平相國公の時專ら眉尖刀の利を感じ。常に左右に列す云々とあり。一話一言に正德元年對州へ宿次御奉書に。一筆令啓上候。其方儀朝鮮之御用依相勤候。向後江戸在府之節も。長刀御免被遊候旨被仰出候間。可被存其旨候。恐々謹言。七月十六日」と見ゆ。德川幕府の頃は。武家行列中一の儀仗となれり。將軍家玄關の床飾に。白柄長刀。靑貝柄長刀あり。社參。佛參。鷹野などには。白柄の長刀を行列に用ひしよし。また靑標紙に云く。公方樣平常の御打物は御柄は木地なり。正月南山。紅葉山御參詣には御紋散しの蒔繪の御打物なり。御袋は無之。龜井坊。猿田彥の面を冠り持之。御三家方竝御分家松平日向守。松平大炊頭は不爲持之。御三卿方。越前。加賀。薩摩。仙臺。肥後。安藝。長門。因幡。津山。松江。河越。明石。福岡。岡山。津。德島。久留米。久保田。盛岡。姬路。濱田。喜連川。會津。佐賀。對州。右家格によつて爲持之。因に云打物の名目古書に見えたるは。打物（平家物語）。長打物（赤松物語）。薙刀（異製庭訓往來）。長大刀（下學集）。小ぞりの長刀（高館草子）。白柄長刀（平家物語）。菖蒲形長刀（太平記）。茅葉の大長刀（長門本平家）。蛭卷長刀（盛衰記）等。いづれも其頃戰國に用ひたるものなり」とあり。陪臣道中打物持たする事。婚姻に長刀を持たする事。女子猩々緋の長刀の袋の事。靑標紙に見えたれど畧す。

坂刄
彎形
星目貫
塗留
桿曰長桿
大抵長六尺許
チリハ
ウヒ

ナゴシノハラヒ　名越祓（オホバラヒを見よ）

ナシツボゴカセム　梨壺五歌仙。上東門院の侍女に五人の歌

人あり、赤染衛門、和泉式部、紫式部、馬内侍、伊勢大輔の五人とす。

ナシツボ　ゴニム　梨壺五人は。後撰集の撰者なり。大中臣能宣。清原元輔。源順。紀時文。坂上望城の五人とす。

ナゾ　謎は。其事を他の事にたぐへて其意を解かしむる戯れごとなり。何ぞ(ナ)なくと問より出でたる名にて、何曾と書きたるもあり。謎の字は日本作る所にて。漢語には廋詞といへり。かゝる事も古きならはしにて。嬉遊笑覧云。謎。拾遺集。なぞ〳〵のものがたりしける處に。曾禰好忠「わがをはえもいはしろの結び松。ちとせをふとも誰かとくへき」。此時の謎合は。小野宮右衛門督家歌合一卷あり。其初めに。をのゝ宮の右衛門のかみのきむたちの。物かたりよりいてきたりけるなそあはせ云々。清少納言に。人のなぞ〳〵あはせしける所に。かたくなにはあらで。さやうの事にらう〳〵しかりけるが。左の一番は。おのれいはん。さ思ひ給へなどたのむろに。其日になりて云々。それにはりゆみといひ出たり。徒然草百三段。大覺寺殿にて。近習の人共なぞ〳〵を作りてとかれける處へ。くすし忠守參りたりけるに。侍從大納言公明卿「我朝の者とも見えぬ忠守か」。名をなぞ〳〵にせられけるを。唐瓶子と解て笑ひあはれければ。腹立て退出にけり(忠守は丹家なれども。平家の忠盛になずらへ平氏といふ。瓶子は平家物語鹿谷の會合など思ふへし)。なぞは何々といふをはといひかけて。それはなにそなにそと問催す故に。かくいふにはあらず。小野宮歌合にも。なそこのころふるめかしき。かするものとやうになそてふことを。何々といふことのかみにいへり。清少納言にも。なそ〳〵は初めにあり。然らは速とけとて。催すにはあらず。たゞ是は何ぞと問かけて。さて其物をいふが例とみえたり。似我蜂物語(中)。なそ〳〵ほうぐのづきんなあに。そばなる人それはふみかふり。又(下)。なそ〳〵いろはにほへと何に。そばなる人それはにはとり。今も小兒がなそ〳〵何といふは。古きふりなり。甲陽軍鑑(十二)。永祿十二年甲州より小田原を責る條に。内藤修理といふ者。手から有ければ。馬場美濃より使を遣し謎をかくる。いとけの具足敵をきる内藤。即小太刀とゝく。美濃聞て本手よりは增なりとほむる、是は美濃も修理も日來なそずきにてかくの如し。又味增峠(ミマセ)の條。内藤方より馬場方へ謎をかくる「まつよひに更行かれの聲きけば。あかぬ別の鳥は物かは」。美濃守。則くるまうし。はなれうしとゝくとあり。はげしき戰の中に、好むをこそおかしけれ。翁草に、勅製謎の御歌「秋風のはらへは露のあともなし。荻の上葉もみたれてそちる」。是を月と解く心は、上の句。露のあとなければゞツ文字なり。下の句荻の上葉をちらせはキ文字のころ、故に月となる、其頃なそを好ませられ、勅製あまた有しとて。人のいへるは四國の刀。麻絲と解く。心は阿波、サヌキ。伊豫。土佐の片名なり。「待宵にふけ行かれの聲きけは。あかぬわかれの鳥はものかは」。車牛放牛。これらも勅製とかや云める。實否は知らず。」渭北春天樹。江東日暮雲、これを藻とゝく心は。渭北春天退き。江東日暮退く。右のあとはモの一字のこる。是らも右の類とあり。いつれの御代の勅製かおぼつかなし。人名にもなぞの名あり。佐々内藏介成政が士に。阿波鳴門之助といひしは。越すにこされずといふ心とかや。此類なほ有へし。貞德が淀河「春風にふらめき返る松ふくら。永き日かとにたてる傾城」。注。傾城の門だちといふなそは。まつふくりとゝく故なり。是らは當時童迄も知たる古き謎なるべし。紀逸が雜話抄に。或人のもとに。人々つどひ居て謎をこしらへて遊びしに。とて。このなぞをいへるは。これに出たるをしらぬにや、俳諧懷子八。「かけあひにけり水莖の岡」。「なそ〳〵をやかたの內のなくさみに」。同五「雨の夜やをこけに角の二つ星。重昌」。合さるにたとふ。同九「聲は夜尾は秋日のうづら哉」。鶉の聲くわいを晦にとり。尾短きを秋日の短にとる也「むつかしきなぞ〳〵なれや厚氷。昌意。」とけかたき也。寶倉云。ふるき女の童のなそ〳〵にも。四方しらかべ中ちよろちよろなどこそいひつれ云々。寬文巾にふるきとあるは。此あんどうの謎は。久しくいひ傳へたるにや。文字を謎にするをあり。無ㇾ惡善(ナクヘサガヨクシ)。しゝ子のこのしゝなどの類也。千載集に。季通「こと〳〵にかなしかりけりむへしこそ。秋の心は愁といひけれ」。こはむへ山風の歌の類にて。謎には非らず、文字を解るなり。見る石の面に物はかゝさりきと云るは。謎といふべし。」判じ物といふも。即謎ながら。其內書畫抔にて。曉らせたるを云。淨瑠璃十二段(枕もんたう)。野中の清水のたとへとは。ひとり心をすますとや。つゝゐの水の心とは。やるせもなきとの仰かや、尺なし帶のたとへとは、結びかれたとの給ふかや。きのふはけふの物語に。御茶を進上申せ。もみちにたてゝ參らせよ。こうようたてよと申事ぢや。同物語。ふろやにかう〳〵ふろといふが有。これはいかなるいはれやらんといへば。ふかうにおよばぬ。醒睡笑に。いづれもおなしをなるに。常にたくをば風呂といひ。たてあけの戸なきを柘榴風呂とはなんぞいふや。かゞみいるとの心なり。判じ物。歌林雜話に、上京に新城の出きし正月に、御門のからゐしきに、われたる蛤貝を九つならべ置たり。いかなる心ぞとしる人なかりしに。信長公。さとき御智慧にて。これは公方の御心うつけて。くがいかけたるといふをを、京童が笑ひてしたる物ぞと、さゝや

かせ給ひしとなり。懷子九。弘永が句「夜はしの字月はいろはのの丶字哉」。松の落葉。古今節なぞ歌「なぞ〳〵なにこちやなぞしらぬ。なんどのかきがれはづすは大じ。かけるが大じ」。是又今も小兒のいふを也。古への謎合をみるに。なぞ何々のものと端書あり。俗にものはといふも是なり。故に寬保の始め。謎付といひしは。今の物は付なり。又付たるぞよきといへど。尺八の銘に。花野風ふくにあかぬとの心なるべし。三味線の銘に。初むかしと書り。細かに挽となり。予が家に小鼓あり。其蒔繪香の圖と。鎖と。梨子と。柿の帶とを書たり。上手下手なしといふ模樣なり。豐太閤の遺物といひ傳ふ。一代男。安藝のみや島の條。あらひがきの袷かたらひに。ふとぬの花色羽織に。さし渡し四寸五分ばかりの紋に。鎌と輪とぬの字を付て。もんもうなる出立。我身ながらこれはみにくいものといふ云々。こゝはをさらに賤きさまする處なり。萬治。寬文頃の繪をみるに。此もやう付たる衣きたるは。みな下部の奴なり。おもふに寬永頃より俠客の風なるべし。貞享頃の女の衣服の雛形をみるに。斧に菊と琴とを付たるは。よき事をきく也。又つり鐘の瀧の中にあるは。成のぼるといふ意か。又は金が淵にてもあるべし。耳塵集に。古き傾城買の狂言に。買手の役者の出立。白加賀に銀箔にて鹿の角を。蜂のさしたる處を總身に付とあり。漢土の蜂猴蝠鹿(封侯福祿)などの如きなぞにはあらず。馬耳風に對すべきもの也。雄長老狂歌に。「狩人のうそ吹山や鹿の角を。さして飛行はち月の空」。一代女に。賤きものゝもの雜談する處に。判事物團扇のさたとあり。はんじ物書たる團扇なり。其後扇も判じ物書たるがあり。又南部の盛岡曆をめくらごよみともいふ。文字を用ず。繪にて曉らせたるものあり。其外の商人の看板に多くあり。酒屋に杉葉を吊し。醋の看板に輪を出し。白粉やに箱の中高に作りたるを出す。おしろいの看板に鷺を書たる(鶴を後に鷺に改む。憚ること有て也)は白い物の義。箱の凸なるは。顏の形よきを中高と云によりて作れる也。古き俳諧に。貌と云發句の賦物凸字也。雅筵醉狂集「おしろいのかんばんとする凸に。凹しらぬ下駄屋文盲」。醋のかんばんは柳亭の考あり。虫を漉たりといふ印に。布篩をかけたるが。いつしか輪ばかりとなりしと云へり。又一種醋のかんばんに。瓶の形を板にて彫たるがあり。七十一番職人盡の醋賣の側に。瓶をすゑたり。酢を貯る器なれば。其形より出て古くよりありし看板なるべし。其器物を目じるしに出すをこゝのみにあらず。平家物語に。伊勢へいじはすがめなりといへるも。瓶子醋瓶の意なり。後世も伊勢すり鉢あり。伊勢にて作りたるす瓶なるべし。東牖子に。昆布屋に。不二の山の形を出すは。水からの看板なり。富士はもと湖水より出現すと云 風呂屋に矢を出すは。いるとの義なりといへり。紀逸が六玉川初篇。帳屋の笹に二度雪がふる。帳屋にさゝを出すを考るに。往吉寶の市にて。笹に大福帳を結付てうる。是によるものなるへし。宗因千句に。「向ひの里にゐたる目ぐすし」「看板のおもては竹の林にて」。又一種の看板。六玉川七川藥とはなのあたりへかゝれたり。漢土に眼科の看板には。眼を畫くと見えたり。縫箔屋に松を畫くを。犬子集四「門に小松を立竝べけり」「唆簾にしるしを見する縫物屋。重賴」。元隣が寶倉に。茶筅松の袖摺の印となるも。皆その類によれる物なるべしとあり。茶筅松とは。律畫樣の似たるに依てなり。松を縫物の印とするは。松葉を針といふにとれり。其外味噌屋にせつかひ。餅屋高つきを出すなど。古畫に往徃みゆ。みなその用る物を目とす。西鶴大鑑(七)猿に袴をきせ。楊枝屋の看板とするをいへり。齒の白きにとるにや。雍州府志。土産門補遺に洛下烏帽子屋の棚頭に箭あり。士と書り。立えぼしの紙の幅一寸許なるを。縱横に貼り立てうは張するなり。故にえぼしの字を十文字と云ふ。一字は士えぼしに表する也といひ。又和訓栞云。天武紀に。圭冠はしばかうむりとよめり。私記に烏帽子也といへり。榛子の形烏帽子に似たれは名くるにや。京室町烏帽子折の看板に。十一と書るも。圭字の略なるへしといへり。人倫訓蒙圖彙に。漆屋の看板に曲物を二つ竝へて板に付たるあり。又漆桶を細繩にて十文字に結たるも畫けり。川柳點の句に。うるしや看板なんのこつたやらとあるは。彼わけ物二つ竝へたるが。何とも知られさるをいふか。うるし桶は今も見ゆ。これはしれたる物なればさはいふまじくや。我衣に古來は饅頭みせの緣先に。木馬を出したり。あらうましといふ心を表したり。元祿頃より此む。今も參河國石川郡上の太子へ追分の處に。角屋といふ餅屋に。木ぼりの馬を看板としてあるよし也。願人坊の判し物を。鼠半切を小く切て。摺たるをもてきて錢を乞ふ。明和二年の川柳點の句に「一つかみやりなからきく判じ物」。こは文化の末の頃迄は。多くもてありきしが。其後はおのづからすくなくなりぬ。此頃に至りては止しやうなり。其始はいつの頃よりかしらざれども。享保十四年己酉四月二十五日。願人共なぞはんじ物板行いたし。町々へ持廻り候儀。無用に可致候旨。奈良屋にて申渡これあり」と見ゆ。又文化十一年冬より春へかけ。淺草奧山へ年少の瞽者春雪なるもの出て。懸賞にて謎を解くを江戸中の評判となりし事あり。今も謎判じものなどの戲は。世にすたらず。

ナツトウ　納豆は。もと僧家にて製する所の。なめもの味噌のことなり。

今も寺方にてこれを製し。檀家へ寒中の贈ものとなすもあるべし。また一種なめものに製せす。豆を煎たるを室の中に納めねせたるを。納豆といふ。田家にては自からも製し。また都下にはこれを賣りありくものあり。和漢三才圖會云。納豆有二數種一。大抵出二於鹹豉法一。可三以爲二酒肴一。僧家重レ之。造法六月用二大豆一斗水一斗一煮熟攤レ筵。大麥一斗微炒粗末(或用二小麥一亦佳)。豆麥相混。盦レ麴晒乾三日。別鹽二升五合用二水六升一微煎。去レ滓冷定浸二豆麥麴一。盛レ桶以レ石壓レ之。四五日而去二壓石一。以二厚紙一密封。冬至前後用二生薑山椒樹皮。木耳紫蘇子等物一。各淪レ之冷定拌合收藏用。【濱名納豆】始出二於遠州濱名一。大福寺摩迦耶寺僧侶能造レ之。【淡州釜口】妙勝寺之納豆亦得レ名。【唐納豆】始出二於南都一。弘福寺東大寺僧能造レ之。京師淨福寺亦造レ之共得レ名。色黑細密如二羊羹餅一。或作二木葉形一。【未醬納豆】大豆煮熟盦二麴室一則粘生レ絲。裹二藁苞一收レ之。用時控二剉之一加二蕪菁葉及豆腐一。煮レ汁放二芥子一食最甘美。」右にいへる【未醬納豆】といふは。今俗家にて食用になす納豆をいふなるべし。又貝原氏の歳時記に。納豆の法。大豆(一斗)。鹽(六升)。右豆をみそ豆の如く煮て麥をすこしいりて粉にし。大豆のあつき内にむしろをかけて一夜置。次の日取出し土室に入。かうしにねさせて後鹽を入。水はひたるほとに入て七日ほと置。取出し辛皮。山椒。しそのみ。しそのは。白胡麻。陳皮抔入。三日程おしをかけて置。取出し日に乾て又おしを懸たる内出たる水をつけほしにすへし。濱名納豆の製法。黑豆(一斗)。小麥粉(二升)先黑豆を。みそ豆の如く煮熟し。小麥の粉を衣として土室に入麴にするなり。扨水六升に鹽三升入て能煮て桶に入さまし。右の麴をくたきて鹽汁の内に入。又兼て生姜。山椒皮。陳皮なとを細かに刻てほし置。是を麴と一時に麴汁の内に入。蓋をしておもしをかけ置は。鹽汁うくをそのまゝ置。取出す時のくへし。先八十日ほとして味よく付なり。其時紫蘇の葉を末してふるひませ。少日にほして壺につめ置へし」といへり。また嬉遊笑覽に。今の【寺納豆】も。【法論みそ】。【坐禪納豆】の遺製。京師大德寺眞珠菴にて造るを。一休納豆と云。【金山寺みそ】は。紀州若山金山寺の名物にて。江戶に流行出しは。享保年中よりとなむ。他州にはなし。東坡金山蹈二寶覺長老一詩。誰能斗酒博西涼。但愛齋厨法豉香。また寄園寄所寄に天下第一者金山寺鹽豉と云。博物類纂十二。諸州名產を舉たる內にも。江陰縣河豚。金山寺鹹豉云々といひて。皆爲二天下第一一。他處雖レ效レ之。終不レ及。また乾道庚寅奉事錄(宋周必大)。鎭江府金山龍遊寺に至りし處に。會飯二於方丈一。白絲糕。黑鹹豉。糖豆粥。三者山中之精饌也。云々。今こゝの金山寺みそ。赤黃にして黑からず。其製異るべし。其方は居家必用などにも出たり。又日本歳時記六月條に。和州達磨寺の秘方とて載たり。江戶名物徑山寺味噌。胡麻の實の音面白し四十雀」といふ句あれば。種々の物を入しと見ゆ」とあり。もと寺納豆と云ものは。なめもの味噌におなし。味噌の條をも見べし。また貞丈雜記に。久喜と云は納豆の事也(汁にする納豆の事也。なめ物納豆はかう納豆と云ふ)。豉と書なり。殿中申次記に久喜一桶とあり。和名抄に云豉。釋名云豉(是義反和名久木)。五味調和也」とあるは即常に賣りありく所の納豆なり。また納豆の汁のを。俳諧歲時記十一月の季に納豆汁を出せり。且本朝食鑑を引て。釋名納の字未詳。或いふ僧家の庖厨を納所と號。納豆は近代僧家多く造る故に。此豆僧家の納所より出るを以て名づくる歟」といへり。納豆の汁には。豺の目豆腐に。たゝき菜を汁の實となせり。又嬉遊笑覽に。たゝき納豆に。汁の實まで添て賣れるも。近頃のをならず。人倫訓蒙圖彙に。扣納豆薄ひらく。四角に拵へ。細かき菜豆腐を添うるなり。直やすく早わさの物。九月末二月中賣に出ると有れば。貞享の頃よりもさありしなり(納豆江戶にも近ごろ迄寒き時節のものにて有しに。今は夏も賣ありけり。但し粒納豆なり。此ごろは冬も扣納豆は稀にて。粒納豆を賣れり」と見えたり。

ナナクサ

七くさは。春の七種。秋の七草及び七草粥。七種の節會等あり。【春の七種】は所謂秋の七草に對していふをにて。古今要覽云。七種の若菜を以てこれを正月七日禁中に奉りしは。醍醐天皇の延喜十一年を始とす(公事根源)。それより以前宇多天皇の寬平二年正月上の子日。內藏寮より若菜を奉りし事あり(同上)といへとも。七種を薺(ナヅナ)。蘩蔞(ハコヘラ)。芹(セリ)。菁(スヽナ)。御形(ゴギヤウ)。酒々代(スヽシロ)。佛座(ホトケノザ)に定められしは。四辻左大臣を始とす。一說に七種は。芹。なつな。御形。田平子。佛の座。あしな。耳なし也と(壒囊鈔)いひ。或は芹。五行。薺。はこへら。佛の座。すゝな。耳なし也といひ。又或日記には。芹。薺。蘩蔞。五行。すゝしろ。佛の座。田平子也とも(同上)いへり。然りといへとも。枕草子に七日の若菜を。人の六日にもてさはき。とりちらしなとするに。みもしらぬ草を。子供のもてきたるを。何とかこれをはいふといへと。とみにもいはす。いさなと。これかれ見あはせて。みゝな草となんいふと。いふものゝあれは。うへなりけり。きかぬかほなるはなと笑ふに。とみえたり。此みゝな草は。即壒囊鈔にいはゆる。耳なしと一物にして。今も俗にみゝなくさといふものなり。淸少納言の見もしらぬ草を。子供のもてきたるといへる文によれは。此頃までは耳なくさは。七種の數には入らぬ草にて。淸少納言もはしめて此草をはみし也。されと壒囊鈔

に栽る所の兩說の七種菜は。永觀の頃よりは。はるかに後の人の作りしものなる事しるし。或はいふ。今松尾の社家より奉る七種は。芹。なつな。御形(はゝこくさ)。はこへら。佛の座(これは救荒本草の風輪に充し草なり)。すゝな(かふらな)。すゝしろ(大根)なり。また別本公事年表に圖を出したるは。芹。なつな。御形(はゝこくさ)。佛の座(おほはこ)。はこへら。すゝしろ(大根)。すゝな(かふらな)なり。今關東にて。七種の粥といふは。青菜と薺をましへて。祝ふなりといへり。凡七種の粥を禁中に奉りしは。梁の宗懍か荊楚歲時記に。正月七日。俗以二七種菜一爲レ羹といへる文にもとつかれしものなれとも。其七種は西土の人といへとも。後世に至りてはしるものなきによりて。本邦にては季冬より初春にかけて生出る種々を以て。强てその數に合せしものなるへければ。家々にてその說まち〳〵なりといへ共。四辻左大臣の說最ふるし。故に今その說に從ひて。品物をわかちしなり。扨關東にては。青菜と薺をましへて。祝ふといへとも。それを打はやす爼板の上には。火箸。擂槌。庖丁。杓子。わり薪等の五種をならへて。七種の數に合せ。そのうちの杓子或は擂槌なとにて。打はやすなり。その打はやす時の祝詞。關東にては。なゝくさなつな。唐土の鳥と。日本の鳥と。渡らぬ先にといへるを。備後の福山にては。唐土の鳥の。日本の土地へ。渡らぬ先にといへり。これは歲時記に。正月夜多二鬼鳥一。度レ家家槌レ牀打レ戶捩二狗耳一。滅二燈燭一禳レ之。といへるにやゝ似たり。岡村尙謙曰。公事根源に。延喜の時後院より七種の若菜を奉りしといひしは。恐らくは一條禪閤の傳說をかきしるされしにて。其實は。延喜御記にいへるか如く。たゝ若なのみを奉りしものなるへし。されは今櫃司の供御所より奉る。七種の御粥は。薺を少しましへて奉ると(春の七種考)いへり。これは却て延喜の遺風にてもあるへきにや。御形。田平子。佛座なといへる名は。まさしく後の世の俗稱にて。延喜式。新撰字鏡。和名抄等には。その名なきにても。七種のわかなは。延喜の頃のものにはあらさることしられたり。もしその頃のものにて。いつれの野にも冬より春かけてよく生出るものは。芹。薺。をはき(俗にいふ娘菜(ヨメナ)なり)。おほはこ。うつほくさ(夏枯草)。はゝこ。はこへら。これや七種にてもありぬへし。されと文德實錄。日本後紀等の諸書に。絕てその事のなきをみれは。いつれにも延喜の頃には。七種の若菜を奉りしものにてはあるへからすといへり。これまた一說なり。」又一話一言には【日本七種始】として人王五十九代宇多帝の御時正月上の子日初而供二七種一。といひ。【京洛七野】として。紫野。北野。大原野。內野。平野。嵯峨野。蓮臺野。右野守歲々順番に而大內え奉供之」と記し。〇せり。漢名芹。大原野產。〇なづな。同薺。內野。〇ごぎやう。同艾。平野。〇たびらこ。嵯峨野。〇佛座。同元寶草。蓮臺野。〇すゞな。同菘。紫野。〇すゞしろ。同蘿蔔。北野」とあり。

【七種節會。七種粥】公事根源云。延喜十一年正月七日に。後院より七種の若菜を供す。」康富記云。文安五年。自二山城國綴喜郡大住一。獻二七種菜一。」年中故事要言引或記云。神武天皇御宇。正月七日始被レ行二七種節會一。寬平二年正月十五日。奉二七種粥一(春の七種考云。此說いと訝かし)。和訓栞云。荊楚歲時記に。人日以二七種菜一爲レ羹といへとも。七種の名目を著さす。よて古來其說區々になりし。台德大相國の時に。諸家に命し其故實を訂させたまへども。一決し難きをもて。世俗用來れるを採用へきよし仰也と云々。又云。伊勢神宮に供するわかなの七草は。七見村より奉る。齋宮舊蹟の北也。式に多氣郡奈々美神社みゆ。七眞草の畧にや。萬葉の七相菅と同し。」四季物語云。なゝくさの。みくさあつむること。人日さいかうを和すれは。一とせの病患をのかるゝと申ためし。ふるきふみに侍るとかや。此の事三十あまり四はしらにあたらせたまふ。とよみけかしきやひめの五とせに事おこりて。みやこの外の七つ野とて。七所の野にて。一くさつゝなわかちとらせ給ふなり。なつな。おきやう。すゝしろ。佛のざ。かはな。くゝたちとかや申なるへし(春の七くさ考云。豐御食炊屋姬は。推古天皇の御諱なり。七つ野は。內野。北野。柏野。蓮臺野。上野。平野。紫野等なるへし。今推古紀をけみするに。人日菜羹のことなければ證となしかたし。おもふに當時の流傳なるへし。按に長明の四季物語は。まさしく長明の作りしものにあらされは。ひか事多きはもとよりのことなるに。世の人或は此物語を引て七種の事を論するものは。これまた證となしかたし)。」春の七種考に公事根源を引て云。天曆四年二月二十九日。女御安子の朝臣若菜を奉るよし。李部王の記に見えたり。若菜を十二種供する事あり。その種々は若菜。はこへら云々。これ天曆の御時に。十二種の名物は備はれと。七種の名物はいまた詳ならす(按に女御安子の朝臣の若菜を奉りしは。天曆四年二月の事なりといへ共。十二種の若菜は。河海抄にみえたるを始とすへし。されは根源にいはゆる。若菜を十二種供する事ありといへるは。あやまりにて。李部王記の文にあらす。蓋しこれは河海抄によりて引れしものなるへし。然れは天曆の時。十二種の名物は備たりといへるは。大なる誤なり。天曆の頃には七種の若菜さへ。その定めなきに。いかにそ十二種の若菜のあるへき。また同書に。枕草子にいはゆる。七日の若菜を人の六日にもてさはき。といふ文を引

ナナク

て。清少納言は深養父の孫。元輔の女にして。六十四代圓融院の御時の人なり。これ永觀のころ七種の名のみ有て。その品物の定なき。この文によりて知へしといへ共。此文にては七種の名のみありといふ事は。しかるへからす。その跡の文に。耳なくさの事あるによりて。耳なくさははやくより。七種のうちのものと思いあやまりて。しかいへるなるへし。」世諺問答云。正月は是小陽の月なり。又七日は小陽の數なり。よつて朝廷をはしめ私の家に至るまで。宴會を催ふし。あつものを食すれは萬病又邪氣を除く術なりと云々。」簠簋內傳云。七草粥不動明王。七把髮降二伏惡鬼一。」壒囊鈔云。大宗家訓の文に。七種若菜を採て調て氏神竝所の三寶。次に父母に獻して。後に是を食すれは。春氣病。夏疫病。秋痢病。冬黃病も不レ病。人三魂七魄と云神あり。天には七曜と現し。地には七草と成也。是を取て服すれは。我魂魄氣力を增し命を延る也。大宗文王の時より始る事也と云々(年中故事要言云。愚按に家訓の說如何あらん)。」日次紀事云。七草云々。今日謂二人日一。互相賀。自二昨日一至二今朝一。家々截二湯爆蕪菁薺等於砧几一。而以レ杖敲レ之。代二七種菜一而用レ之。今日敲レ之謂レ拍二七種一。今朝以レ是爲二菜粥一各食レ之。俗間以下爆二七草一之湯上。漬レ爪剪レ之云々。」鈴木宗春編輯。歲時語苑云。人日七種(本朝之俗。正月七日以二野草一二種一。扣而拍レ之。蓋七種之遺風也。七種者。御形蘩蔞佛座菁薺芹鷄毛菜也。荊楚歲時記曰。正月七日爲二人日一。以二七種菜一爲レ羹。愚按於二本朝宇多天皇御宇一。正月上子日奉二若菜七種一起。今世用レ之。祝レ去二疫氣一也。傳曰。人日以二七種之菜一作レ羹。食レ之則諸人無二病患一也)。」世說故事苑云。打二七種菜一事。諸子の考未レ見。按に事文類聚に。歲時記を引て云。正月七日多鬼車鳥渡。家々槌レ門打レ戶。滅二燈燭一禳レ之。倭俗七種を打唱へに。唐土の鳥。日本の鳥。渡らぬ先にと云は。此鬼車鳥を忌意なり。板を鳴すは鬼車鳥不レ止やうに禳ふ也。」梅園日記にはこの世說故事苑の文を擧げてさていはく。按するに。此說是なり。桐火桶(定家卿の作と稱す)に。正月七日七草をたゝくに。七づゝ七度四十九たゝく也。七草は七星なり四十九たゝくは。七曜。九曜。二十八宿。五星。合て四十九の星をまつる也。唐土の鳥と。日本の鳥と。わたらぬさきに。七草なづな。手につみいれて。亢觜斗張」とあり。亢觜斗張は。二十八宿の中の星の名なり(又旅宿問答に七日の七草は在レ天七星在レ地七草とあり)。星の名を書て。鬼車鳥の數の天鳥を逐事は周禮の秋官に。哲蔟氏掌レ覆二天鳥之巢一以レ方(注に方版也)。書二十日之號。十有二辰之號。十有二月之號。十有二歲之號。二十有八星之號一(注に自レ角至レ軫)。懸二其巢上一則去レ之と云り。天鳥は鬼車の類なり。元の陳友仁が序ある。無名氏の周禮集說に。劉氏曰。天鳥者陰陽邪氣之所レ生。故欲二妖怪而不二祥於人間一。夜則飛騰所レ至爲レ害若二鬼車之類一皆是(書錄解題に。周禮中義八卷。祠部員外郎。長樂劉彝執中撰とあり。劉氏はこれにや)と見えたり。三善爲康の掌中曆に。永久三年(三年の二字拾芥抄に據て補ふ)。七月の比。都鄙に鵺ありしに。十日。十二辰。十二月。十二歲。二十八星の號を。方に書て懸たる事見えたれば。こゝにも周禮の說行れたるを知るべし。後世の書にも。淸異錄に。梟見聞者。必罹二殃禍一。急向レ梟連唾。十三口。然後靜坐。存二北斗一一時許。可レ禳。また埤雅釋鳥に。傳曰。梟避二星名一。これ亦星の惡鳥を禳ふ事を知るべし。彼鳥夜中飛行すといへる故に。六日の夜より。七日の朝まで。七草を打なり。七草雙紙に七草を柳木の盤に載て。玉椿の枝にて。六日の酉の時に芹なうち。戌の時に薺。亥の時にごげう。子の時にたびらこ。丑の時に佛の座。寅の時に鈴菜。卯の時にすゞしろなうちて。辰の時に七草を合て。東の方より。岩井の水をむすびあげて。若水と名づけ。此水にてはゝが鳥のわたらぬさきに服するならば。一時に十年つゝの齡をへかへり。七時にて七十年のとしを忽に若くなりて。云々。此はゝが鳥の事は。いふにもたらぬ作りをなれど。今も六日の酉の時よりたゝく也(亦根芹の謠にも云り)。桐火桶に七度たゝくとある證とすべし」云々。又南嶺遺稿には。七種のはやし詞は。殿うつりといふ草紙にあること。淸少納言草子に。物がたりは鶴まつり。殿うつりと。云々。むかし歷々の館を建られ。段々新殿へうつる事なりし其殿うつりに今宵は年の夜なり。いざものはやしせんとてうたふける。たふとのとみや。日本の富やとそうたふける。云々。是新殿へうつる年の終りに祝して唱る詞なり。貴くも富る事かな。日本第一の家にてこそあれといふ事なり。今誤て若菜をはやすとき唐土の鳥といふは此事なるべし。」と見えたり。古今要覽に。七種の和歌を擧けて云く。拾玉集「けふそかしなつなはこへら芹つみて。はや七種のなものまいらん」。山家集。老人若菜「卯杖つき七くさにこそ出にけれ。年を重ねてつめる若菜に」。新撰六帖。若な。右大辨入道光俊「けふはまた野邊の若なの七草に。君かやちよを摘やそふらん」。同。ゑく信實朝臣「七種のかすならねとも春の野に。ゑくの若葉もつみは殘さし」。夫木和歌集(春部一)若菜「君かため七のあしたの七草に。猶つみそへんよろつ代の春」。壒囊鈔「芹なつな五行たひらく佛の座。すゝなみゝなしこれや七くさ」。「芹五行なつなはこへら佛の座。すゝなみゝなしこれや七種」。增補題林集「せりなつな御形はこへら佛の座。すゝなすゝしろこれや七種」。要

ナナク

覽又云く。正誤。壒囊鈔云。正月七日七草を獻すと云事更になし。年中行事には。七日白馬節會。及叙位事。兵部省御弓奏事と許り記して。七草と云事なし。十五日にこそ獻二七種御粥一事と註し侍れ。又資隆卿の八條院へ書進する簾中鈔にも。此定也。彼鈔は名物也。豈浮ける事あらんや。又禁中の事年中行事にしかんや。既に廢務まて註せり。爭當時專漏哉。旁不審なる事也。乍去諸人皆七日と思へり。何なる事歟。人に可レ尋也（按に古に若菜を奉りしは。正月初子日の事にて。必ず七日にかきりしにはあらず。その故に年中行事七日條には。たゝ白馬節會。叙位等の事のみをしるせしなり。此書は專らおほやけの政事に預る事を旨とせしもなれは。内宴し給ひし事なと。しるさゝるはもとよりの事也。或は子日とも云とも。その事を行ひ給はさる事も。舊より有し故に。延喜御記にも。近間寂然といへり。若くは年中行事作りし頃は。また此事を行ひ給はさりしによりて。その沙汰なきにてありつらん。又た正月子日に奉りし若菜を七日の事にせしは。既に枕草子にみえたり。後世に至りて。七種菜を奉りしも。これにもとつきしものなれは。おなかちに正月七日七草を獻する事なしといひしは誤れり。また枕草子に若菜の名ありといへ共。いまた七種の名目はみえず。然るをこゝに。若菜と七種菜とを混同して。其說をなせしはこれまた誤れり」とあり。猶子ノヒの條參看すべし。

【秋の七草】は所謂春の七種に對して云ふにて。秋に咲く七種の草花の稱なり。萬葉集（八）山上憶良の歌に「秋之野爾咲有花乎。指折搔數者七種之花」「芽之花。乎花。葛花。瞿麥之花。姬部志。又藤袴。朝貌之花」（旋頭歌なり）とあり。朝貌は槿花をいへるか。牽牛花をいへるか。今は或は朝顏を桔梗に代ふ。

ナナコ　魚子。和訓栞に魚子の義。ふるき物になのことも書せり。はゝらごを象りたる也といへり。本草に。如二魚子形一。謂二之粟紋一と見えたり」とあり。刀劔の三ところ物なとの彫に。なゝこぼりあり。絹になゝこ織あり。魚子織は。精好の品にて。衣服にも製すれと。おほくは羽織に仕たて用ふるなり。

ナニハ　浪華。（オホサカを見よ）

ナニハブシ　浪華節。（セツキヤウザイモム。ウタザイモム。ウタデムブツを見よ）

ナヌシ　名主は。町村の長なり。名主とは。名田の主といふ義なるを。後世は百姓の長となりて。一村の事務を處分し。地頭。領主の役所へ上達する者の稱となれり。和訓栞云。なぬし。東鑑に小草非名主耙六久重と見えたり。名田を帶せる主といふ義也。今も坊正里正をすへていへり。鎌倉の始官位なければ。多く田畠をもち。廣く軍役を勤る者を大名といひ。さもなき者を小名といふも。此義也といへり。新猿樂記。數町戶主大名田堵と見えたり。又名主職といふ事も。鎌倉の代に見えたり。名主百姓とならべいへり。」また農政座右に。名主は。名田の主と云ふことにて。田地多く持し者を云ふ。古へに御名代と云あり。名も代も共に田地の名也。歌にも十代田とよめり（寸鍬地理にあり）。後には村長の稱となれり。名田は占田なり。漢食貨志に見えたり。東鑑元久二年に。公文名主の訴。建曆二年に常陸那珂西沙汰人等兼行。地頭可レ令レ安二堵名主一之由被二仰下一。寬元三年に上總國米澤村名主職事。寶治二年に。西國名主庄官等と見え。貞永式目に。惣地頭押二妨所領內名主職一事なども見え。庭訓往來に。御領田堵土民名主庄官等とあり。其後應仁記に。國々の名主百姓と見え。森本氏文書に。文明十七年六人名主之次第などあれば。引續きて今に至りしものと知られたり」といへり。また同書に。【里長。五長】日本紀。孝德天皇。白雉三年。造二戶籍一。凡五十戶爲レ里。每里長一人。凡戶主皆以二家長一爲レ之。凡戶皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察すと見ゆ。又戶令には。每レ里置二長一人一。掌下檢二校戶口一。課二殖農桑一。禁二察非違一。催中驅賦役上と見え。又凡戶皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察。勿レ造二非違一。如有二遠客來過止宿一。及保內之人有レ所二行詣一。竝語二同保一知とあり。【村長】續日本紀。天平寶字元年の勅書に。京畿內百姓村長と見えたり。さらば古へは。村長と云へるなるべし。【年寄】年寄は村の父老と云か如し。廣村にはあれど。狹村にはなきもの多し。これも何の時よりあることなるか。詳かならす」と見えたり（町年寄は名主の上なり。今の市長の如し）。但し書紀。令等に見えたる里長。村長は。後世のことときものとは相違あるへけれど。姑らく爰に併せ出せり。また莊屋といふ稱のことは。莊園の條下に載す。」德川氏の頃名主に關したる定の。ものに見えたるものを擧ぐれば。○明曆二申年十二月。名主役無之町々名主を見立可申上事。」一。町中家主店借出居衆等に至迄。欠落之者過分之買掛に。わつかの諸道具又は商物之賣殘り書置き立退。已來は身らくに罷成候者も有之樣に相聞候。右之欠落之者。連々借金多く。不及是非者も可有之候。又は兼々之存意にてあたはぬ買掛仕にわかに立退ものは。自今以後店請人にかゝり捕。急度可遂穿鑿者也。」一。名主無之町々には。內々名主を見立可申上。名主役迷惑に存。無之町々には。年寄候者共家役に一年宛名主役可仕事。」右近年名主無之町々。にせ賣券多。遺言狀にも爲紛儀有之樣に相聞候。自今以後は沽券又は遺言狀にも可致

加判。竝於其町々公事訴訟人有之者﹅先家主五人組承届け。內々に而可相濟儀は。名主相談の上落着すへし。未濟儀有之は。家主可爲曲事もの也。【町代】享保六年九月。町代相止竝町中え申渡候町入用等之事。」一﹅町々に有之町代之儀。自今相止可申候。其上所により上番。下番。常番抔と名付。町代之外にも在之由。此等之類相止。公役は勿論。町內之用事共に名主月行事取はからい。入用等減候樣に可致事。一。申渡事有之﹅奉行所之名主召呼候時分。名主無之町々月行事罷出候筈に有之候處。月行事不能出。町代之者を指出。御用向爲承候。自今は月行事可罷出。町年寄方に而申渡候儀も可爲同然事。一町中え申渡候事を町觸いたし候節﹅町々にて滯らせ。先き〳〵遲く相廻し﹅且又町中不殘早々可觸聞候事を。日數過候て申聞せ。又は一向不申聞相濟せ候事も有之由﹅不屆に候。自今は觸事町々に而不爲相濟。早々相廻し。町中裏々迄早々被申聞樣に可致候事。」一。町中入用之事は。地主共より指出候事故。家守共疎略にいたし﹅只今迄は町代に任せ置候由。自今は如何事によらす。自身之家持は勿論。家守共取はからひ失却多く無之樣に致し。名主共立合遂吟味。入用減候樣に可致候事」とあり。猶市制。町村制。江戶。大阪。京都等參看すべし。

ナノリ　名告。(ナを見よ。名乘の吉凶に付てはハンセツを見よ)

ナハシロ　苗代のこと。歲時記栞草に云。本朝食鑑二三月蒔ものを民俗苗代と云。籾種を用て俵に充て川水に漬す。十五六日或は十八九日。及び二十日三五十日もまたこれあり。取出して俵をひらかず。四五日。六七日を經て後に假田にこれを蒔を苗代と云。苗代と云名はもと種をおろす處の田をさして云也。代とは七十二步を十代と云て田畝の數なり。五百代。千代など云に同じ。さて轉りて春田に水を引。種蒔ことの名目となれるなり。イチの條參看すべし。

ナフダ　名札は。古來公私の伺候訪問等に用ゐらる。藝園日涉に禮者手札のことを揭く。曰く。元日後士庶互相慶賀。各戶置二白紙簿及筆硯于几上一。賀客不レ通レ謁。直記二姓名一。或挿二名刺于簿間一去。」今日に於て文武官參拜。參賀には。官爵位氏名を記したる名刺を携ふるを例とす。古くは手書したるものゝみなりしが。維新以後は活版又は石版もの等多く行はれ。又ふるく婦人は名刺を用ゐざりしも。今は相通じて用ゐ。藝妓の如きは之を懷にして。席上の客に名を通ずるものさへあるに至れり。

ナホシ　直衣は。主上を始め。公卿の着する裝束の一種なり。裝束要領鈔云。直衣とは自レ冬至レ春表白浮線綾(白粉張)。裏半絹(若年は紫。成長次第にうすくなし。次に花田是も次第うすし。年老ては大暑白か如し。後には一向白を被レ用也)。自レ夏至レ秋生文三重襷(若年は二藍。次に花田。次第にうすく染レ之宿老は白かごとし)。裁縫の體制專ら如二位袍一。いにしへは華族(淸花通稱)の公卿といへども。輙不レ聽レ之。御簾中入立の近習聽レ之。其外は御侍讀式御乳父聽レ之。已上古記(桃花蘂葉及禁秘御鈔)に見えたり。但內々にては着用ありしにや。いにしへは殿上人の直衣も有し也。今世直衣を用ゆる事。攝家淸花は勿論。近習の人にあらずといへとも。其人の任ニ先例一。勅許あり。或種姓よろしき家には參議のとき聽レ之。其外は或は納言の時聽レ之。或はゆりざる家々難ニ勝計一。又禁色と雜袍との制とは各別なり。格別に記レ之。直衣かな遣ひにはナホシなれとも。なふしとよむ事ならひ也。」和訓栞云。直衣は倭名抄に襴衫なほしのころもと見えたり。裁縫の制もはら位袍の如し。古へ華族の公卿といへとも。たやすくゆりず。近代の先例によりて勅許あり。無襴直衣も物に見えたり。常にいふはのほしの音の如し。天子の直衣は小葵。中納言宰相等は臥蝶。中將。少將は無文。皆內衣也といへり。」貞丈雜記云。御引直衣又御下直衣とも云。天子常の御裝束也。其裁縫書に。常の直衣の如くにて。後のすそ甚長くして曳給ふ故。御曳直衣と云。冬は白綾。文は小葵。裏は縹。或は紫也。夏は生綾。色は二藍襷又は三重襷也(裝束諸抄の趣なり)。紅の張袴をめす也(女房の袴に同し)。野宮定基卿云。御引直衣褻の御服に候。禁秘御抄に曰。冬小葵。櫻の裏。夏單之文如ニ臣下一。御すそ甚長くて被レ曳候により。御引直衣と稱し候。又山科堯言卿御引直衣。主上常着。御夏三重襷の綾染。二藍冬白。小葵の綾。白粉張常の直衣のなどよりは長くしたる物也。裏はなだ(縹)或は紫也。高倉永福卿云。御引直衣冬白綾。御文小葵。夏二藍三重襷。或御さげ直衣と云(右の三卿の說は新井筑後守源君美在京之間。三家へ問ひたる時三家御答を記し玉はりし書に見えたり)。其頭書に御引直衣に紅の張袴を召。女房の袴に同し。長袴也。太平記に紅の御袴を切て。兵士に玉はりしとある。此御袴也。」また有職問答に。直衣烏帽子御着用次第烏帽子に直衣を着用する事は。大臣以後は晴の所へも用レ之。大納言迄は不着候物也。別當は聽始と云事なと行ふ時。自身の家にて着用候也。上古皆家中にては大納言も着用候けると云り。近代は不然候。表書。家來の公家を會合候儀に候。丞相は烏帽子。直衣。小直衣。至極の褻の服は。水干高袴道服なと也。納言直衣用之。但人

によりてさま〲なるなり。裏書。小直衣はわかきにすそたよこさまについたるもの也。」また和訓栞に云。束帶色目に。烏帽子直衣は大納言以上參院時着レ之。但可レ蒙ニ勅免一於レ私者依ニ便宜一用レ之无ニ子細一。大井川逍遥之時。藏人頭着ニ烏帽子直衣一其外无レ例といへり。羽倉考に。直衣を着たる人袴の上に出たる衣の事。是は出衣なり。假字裝束抄に衣冠直衣に衣を出す事。打衣。厚衣。いづれも常の事なり。五節には藏人は紅打を出す。若き殿上人又常の事なり。又殿上人は。おめらかして。五重も三重も紅葉重などにしても出だす。裘。織物。綾常の如し。春日の使などには。衣冠にても直衣にても衣を出し。冠に柏夾をする事なり云々。」小直衣は紋及色とも大抵狩衣の如し。攝家は丞相以後。諸家も亦幕下以後之れを着せり。和訓栞に。狩衣直衣とも云へり。源氏にさくらのからの綺の御なほし見えたり。」貞丈雜記に傍續(ソバツヾキ)と云は小直衣と云ふ裝束の事也。公家に用らるゝ物なり。年中恒例記に公方樣御傍續をめしける由見たり。」有職問答に。小直衣。俗そばつきと云。大臣着之。大將又着之。內衣也。」と見ゆ。和漢三才圖會に。尋常著用。浮文織物。夏則生絹。冬則練絹。袖括。薄平。打蘇方綠。宿老則淺黃濃。與レ薄打交」とあり。以て常の服にあらざるを知るべし。

ナマコ 海鼠は。其乾したるを熬海鼠と云ふ。此事本朝式にも見ゆ。貞丈雜記云。たはらこと云は。海鼠の事也。本名コと云也。生なるはなまこと云。煎りて串にさしほしたるを。いりこと云。又くしこと云。」いりこのふと煑は。海鼠のほしたるを。あとさきを少切てすて。丸のまゝたれみそにて。煑たる也」とあり。貿易備考に云く。いりこは沙噀(ナマコ)。即ち海鼠を煎り乾したるものなり。漢名を海參と曰ふ。又沙噀の腸をこのわたと稱す。鹽藏して味甚た美なり。諸肉醢中是を以て上品と爲す。其性滋養溫補の功あり。以て人參に敵するに足る。故に此名ありと云ふ。沙噀は本邦各地多く是を產し。其長さ六七寸より一尺以上に至る。製して煎海鼠と爲し。目下清國に輸出するもの其金額年々二十萬圓に下らす。實に輸出品中の一大要物なり○本邦神代の時より沙噀を漁せしこと舊事記に見え。熬海鼠も亦延喜式主計の部諸國の調等に載せたるを見れば。凡そ一千年前より其製ありて連綿今日に至りしこと明かなり。古來各諸侯及ひ琉球國より此品を以て方物と爲し。每年朝廷及ひ幕府に貢獻せり。故に舊時名古屋藩に在ては。煎海鼠及ひこのわたを調製するか爲め。嚴密なる規則を設け。其他の各藩に在ても。或は此漁業に保護を加へて提理法を設け。期節を定めて之れ漁せしめ。內地の販賣を禁し。濫製を戒る等のことありて。多くは煎海鼠を長崎に送致し。清國人に販賣せり。明治四年廢藩以降。漁業の制規自ら廢弛し。一時其聲價を墜し海參の商業衰頽の兆を現はせしも。近年に至ては。各地漸く隆盛を表し。輸出も隨て其額を增加せり。歐洲諸國にては沙噀の漁業甚た尠しと雖も。太平洋印度海及ひ東方の海洋にては。此を以て緊要の漁業と爲すと云ふ。【品種】煎海鼠に黑白二種あり。沙噀數種ありと雖。煎海鼠と爲して輸出に供するものは。皆厚肉にして。稜粒攢簇すると鮫魚皮の如くなるものを以て最と爲す。是れ清國人の尤も賞味する所なり。長崎の市場に昔時多く此品あり。又別に串海鼠。丸熟海鼠等と名くるものは。其製造の異なるに由て各稱呼を別つものなり。【黑煎海鼠】は通常の沙噀を以て製せる黑種のものを謂ふ。是即ち清國八饌(八種の珍味を采り賓客の饗應に供するものを謂ふ)中。大海味の一にして尤も貴重する所なり。白煎海鼠はふぢなまこ(全身稜粒なく形細長にして多く四國九州等に產す)を以て製せる白種のものを謂ふ。是れ下等の品なれは清國人之を嗜好すと雖も。大小海味に供用せす唯平常の食用に充るのみ。きんこはなまこの一種に屬すも雖も全く異形の物なり。之を光參と曰ふ。乾製せしもの烹て食す可し。味最佳にして沙噀の右に出つ。古來陸奥金華山の名產なりしか。方今羽前。羽後及ひ北海道各地にも亦之を產すと云ふ。未た海外に輸出せしことを聞かす。外國にて沙噀を產出するは太平洋及ひ印度海を以て多しと爲す。ズールー及マニラにて上等の沙噀は英語にて第一のものをバンコリュガン。第二をキースキーサン。第三をミュナングと稱し。其以下のもの第五をサートスシナ。第六をローローワン。第七をバラチプランコ。第八をマタン。第九をハンセナン。第十をサートスクラントと稱す。形狀各小異あり。亦其の產地をも殊にすと云ふ。今其の槪畧を左に摘錄す△第一【バンコリュガン】は長さ一尺二寸許より一尺四五寸に至り。圓形にして背部驪色。腹部は稍や白色を帶ひ。左右に乳房の如きものあり。體質堅くして僅に進退するか如しと雖も。伸縮自在なり。而して此種類の者は海の深さ二尋以上乃至一十尋許の赤色を帶ひたる岩礁に附著するか故に。之を捕獲すること甚た難しと云ふ△第二【キースキーン】は長さ六寸より一尺二寸許に至り。背部眞黑にして甚た滑かに腹部黑灰色にして左右に乳房の如きものあり。圓形にして縮みたる時は恰も龜の如し。此種類のものは赤色を帶ひたる岩礁及ひ沙海の淺所に多きを以て。捕獲するも亦容易なりと云ふ△第三【テレパン】は長さ八九寸より二尺許に至るものあり。沙噀の種類中尤も異形の物と爲す。礁海深さ二三尋許の所に多し。其色は第一。第二

のものよりも稍々赭色にして。背部に大なる赤刺あり。其體は第二のものより軟弱なるか故に。之を斷割するに甚た難しと云ふ△第四【ミユナング】は形最も小にして長き八寸の上に出るもの少し。圓形眞黑色にして乳房の如きものなく。體甚た滑かなり。海中淺所若くは海濱の草多き所に多し。以上四種を以て上品と爲す△第五【サートウスシナ】は赤驪色にして全體に皺あり。其大さはミユナングに同し△第六【ローローワン】は黑色にして皺あり。大小各種ありと雖も形概ね細長なり△第七【バラチブランコ】は長さ八九寸許。圓形白色にして少しく橙色を帶ひたり△第八【マタン】は其形第七のものに類すと雖も。黑驪色にして白き小斑點あるを異なりとす△第九【ハンセナン】は長さ一尺許。綠色を帶て皺あり。多く淡水の海に入る處に住せり△第十【サートスクラント】は長さ一尺二寸より一尺五寸に至るものあり。白驪色を帶て皺あり以上六種を下品と爲す。【産地】按するに古來陸奥國松前及津輕。尾張國和田。參河國柵島。相模國三浦。武藏國本牧。讃岐國小豆島等皆沙噀著名の産地なりしが今時は如何なりしや。或は昔日の如きこと能はさるものあらん。云々。【捕漁】捕漁は海底の深淺。及地方の慣行等に因て。各々其方法を異にすと雖も。其漁方の巧拙に依り。收獲の多寡に關すること。固より論を竢たす。今其一二を揭けて以て參考に供す△毎年十一月より明年二月に至まて晴日を卜し。小舟に乘して。海中島嶼の近傍に到り。魚油若くは菜油を小杓に盛て。之を海中に注下すれは。海水透明にして能く沙噀の住む所を視る可し。即ちほこ〳〵(三叉にして長一尺四五寸に。木柄を附く長二丈又之に續くに。竹柄長三丈許を以てす)を以て二三個乃至四五個を突き之を舟中に揚く。昧爽より午後四時に至る。老手は一日得る所凡そ二百個を以て常と爲す。但風波起れば漁するを能はす△又一法引網を用ふ。網囊深七尺網口の下邊に長六尺の鐵條を結束し。上邊には長六尺の松材を結束す。其間に一尺許の柱四本を結ひ。網口縱一尺横六尺又中間の柱二本に石を添へ。兩邊の柱に數尋の藁繩を附け。之を舟に繫くを以て網を引くときは。鐵條海底を摩し去り。沙噀之に觸て網中に入る。捕漁の期は初冬より仲春の間を以て良しと爲す△又一說に鯨油を紙料に塗り。之を海中に投下すれは。海水徹底透明となる。是に於て長き【かいだま】(柄の附たる小網)を以て撈取すと云ふ△英國人の言に沙噀の類は波濤稀なる所の海岸に多くして。海草及ひ小蟲類を食す。漁者船を曳て淺海を廻り。足を以て探て之を捕獲す。故に稍々深き處に在て之を漁する者。最も此業に熟練せる者を雇用す。【製法】各地異同あり。其清國に輸出す可き者は製法尤も緊要なり。

蓋し其巧拙に依り或は形體を損傷し。品位を失墜するのみならす。大に其價直に影響することあり。今其一二を左に揭載す△沙噀を釜に投し(水を入れす)煮ること少時間にして。液汁を酌去り。再ひ之を煮て復た水を去る。斯の如くすること數回水氣全く去るを候ひ。之を取り放冷し。篠竹に貫き。日に乾すること凡そ三日間。其堅硬なるを待ち。篠竹を抽き苧絲を以て連繫し。室内の竈上烟突の處に懸て之を蓄ふ△沙噀の腸を去り鍋に投し。煮ると二十分時にして。之を簀上に移し。陰乾すること數日間。後又蓆に移し。太陽に曝すと凡十四五日。若し霖雨に過て腐敗せんとするときは。復た文火に焙熬すること一日間。但品位微く損す。乾燥の時北風に遭へは。大に品位を進む。西風も亦可なり。但東風多れは是に反す。蓆叺(重量一百斤を入る)に納れ。倉庫等に蓄藏す。梅雨の候動もすれは。腐敗を釀すとあり。然る時は沸湯に食鹽少許を和し。之を煮再ひ乾して以て貯藏す。沙噀の腸を去り。沸湯に投し。煮ること凡そ二時間。銅製の箸を以て輙く挾み得るを度と爲し。直に簀上に移し。藁灰を撒布し。雨手を以て壓揉し。水分を去れは黑色を表す。既にして焙爐に上せ乾燥せしめ。又太陽に曝す。若し雨天に遇ふときは務て克く焙乾するを要す。又沙噀は二三月の間に獲るもの味最美なりと雖も。其脂液の多き故か。乾製に便ならす(凡そ腸を除くには。口を截ること四五分許。又は腹を剖ること四五分。以て之を除くを良とす。其背面を剖るは宜からす。又腹裏を剖ること長きに過れは。煮て乾燥するに方り。其半片裂け披き。或は屈曲して形狀を損傷し。又之を煮ると足らされは。同く屈曲を生する等。種々の害あり。故に能く煮たる後之を琉球蓆。若くは簀子上に竝列し。三日許乾燥して。之を蓆囊に納め。十四五日の後出して復た乾燥せしめ。堅硬に至るを以て度と爲す。乾燥十分ならさる間は。蒸鬱を忌む。且塵芥をして貼附せさらしむるに注意す可し。其數少き時は藤蔓。又は麻絲に貫きて乾すも可なり。然とも中腹に穴を穿つ可らす。口頭より四五分乃至七八分の處に於てするを良とす)外國にて用る沙噀乾製の法は。水を以て沙噀を煮ると殆と二十分時間にして。次に之を剝き廠中に木架を設け。此に懸て乾枯ならしむるを常と爲す。沙噀の性甚た濕氣を引き易きを以て。濕氣の爲に腐敗せさらしむるに注意し。外氣の侵入を防くを良とす。又沙噀を煮るに火力度に過くれは。海綿の如く孔あるものと爲り。又火力微弱なれは腐敗を生するの患あり。腸を去るにも亦裁判其宜きを得されは。之を乾製するに當り。忽ち腐敗すと云ふ。又曰く凡そ沙噀を煮るに二法あり。一は稍々堅きを候て又暫く之を煮る。二法。

其何れに從ふも放冷の後濕氣を含有するを以て適度と爲す。又之を乾燥するに太陽に曝せしものは。市場にて高價を有すと雖も。全く乾燥せしむるに至るまで。凡そ二十日間を要するか故に。輸出品と爲すものは必す火力を假る。然する所以のものは。僅に四五日間にして乾燥し。大に人工を減省すればなり。又曰く海岸に廠屋を設けて沙噀を乾製するに。先つ腸を去り之を煮て水に洗ひ。簀棚上に攤布す。傍に火爐ありて。爐中十分に火を燃し。已に沙噀を攤布し了れば。漸々火勢を減し。爾後一晝夜間溫度を同くせしむ。明日に至り。姑く火を滅し。之を驗し。未た乾かさるものあれば。沙噀と沙噀との間に木片を挿み。其稍々乾燥せしものは。上段の架棚に移し。下段の架棚には。又新なる沙噀を攤布し。火を設ること始の如し。而して第三日。第四日亦同く前項の手段を爲し。第五日に及ひ全く乾枯せしものを採て。桶中に納め密封して。各所に輸送すと。【消費】本邦人煎海鼠を嗜むもの太た多からす。故に消費の景況も亦未た詳ならす。然とも清國人は最も之を嗜み。八饌中大海味に用る所なり。故に往時金澤藩に在ては内地の販賣を禁し。漁業の資金を貸與し濫製を戒め。而して土人鹽屋某其製品を擔保し。毎年之を長崎に回漕して清國人に販賣せりと云。松浦藩に在ても亦沙噀の漁務を設け收額を豫算して以て資金を貸與し。若くは現金を以て之を買收し。悉く製して煎海鼠と爲し以て長崎に送致し。輸出に供せしことあり。近時に至ても各地之を製する者概ね清國に輸出すと云ふ。貿易。煎海鼠を輸出する者は。武藏國久良岐郡。渡島國函館。陸中國南部の産を上等とし。陸前國仙臺近海。陸中國八ノ戸。氣仙等若くは參河。尾張。伊勢。諸國の産を中下等と爲す。蓋し肉肥大にして稜粒高く。色漆黑にして腹中砂なく。能く乾枯せしものを以て上とす。或は云ふ北海道の産を以て第一等と爲し。九州各地の産之に次くと。而して北支那に輸入するものは。神戸長崎より。南支那に輸入するもの横濱よりし。其主として之を送付するは上海。及ひ香港にして。其比較を擧れは上海は九分に居り。香港は一分に居り。又上海の市場を經て散布消費する地方の比例天津四分に居り。江南二分に居り。湖北一分に居り。四川二分に居り。浙江半分に居り。廣東半分に居ると云ふ。徃時長崎の市場に於ては。其形狀の完全なるものを選み。番號を附して之を區別し。完全ならさるものは之を番外と爲す。其番外以下に屬するものは損傷品。若くは下等品なり。云々とあり。

ナマス 膾の調理は。種々ありといへとも。先つ多くは魚介菜蔬を細引き。之に酢醬を加味して作るものなり。其製方左の如し。貞丈雜記に云【鱸の五色膾】とは。榎の木の葉をかい敷にして可レ認。此膾は定て二獻に參る也。酢鹽はうすぬた成べし栗ぬた也。川鱸にて可レ有レ之(風呂記)。【鶯の初音膾】と云は。節分の夜の物也。鮎にてしたゝむる物也。かい敷は芹也。是は大草の家の秘事也。此膾は五獻めに參る也(同前)。【雪の膾】といふは。下に魚を盛て上へおろし大根をおく也。【生姜膾】は雪膾の如くもりて。上におろし生姜をかけ出す也。【卯の花膾】といふは。ぬたなますの上へゆびきたる魚の身をちらしもる也。またおろし大根をおきても卯の花といふ也。【靑膾】は靑ぬたにてあへたるをいふ。春三月内は賞翫なり。【日照膾】といふは剉大根の入たるを云也。世に是を【筮吹なます】といふ(貞丈云。筮吹を江戸にてはさゝがしと云也)。【山吹膾】といふは。初夏の膾也。鮒を作り。山吹の花かい敷の上に盛る也。【越川膾】は。かじかと云魚を背越に作りて燒頭を散し上に盛る也」とあり。又歲時記栞草に。【鮒膾】大和本草膳夫錄に云。膾は鯽より先なるはなし。魚膾の第一とす。紀事正月より三月に至る迄。專ら近江にて作る。これを源五郎鯽と云。傳へ云漁人源五郎始て之をとる。其大なるものを膾鮒と稱す。截て膾とするに堪たり。京近江の人專ら賞之。」又【沖膾】(六月)。【セゴシ膾】貞享式。此名は俗習也。或は海邊の別莊か。或は船遊の時に。魚のあたらしきを稱すれば。決して極暑の名目にて。これらを例の賞玩と云べき也。靑藍曰。沖にて漁りたる魚を。直に醋に和して食ふを沖膾と云。セゴシとは鰺などの大きならぬを。骨のまゝにて切たるを。南海にてせごしなますといへり。是れなるへし」といへり。又た嬉遊笑覽に。【和雜膾】(かざうなます)。夏の料理なり。洛陽集和雜なます蓼の酢たゞへて藍の如し。永榮料理物語に【かんざうなます】きすご。さより。かれい。ゑい。いかなど。色色つくりまぜ候事なり。これは酢しほかげんしてあへ。けんばかりおくべきなり。前の蓼ずも調やうはをなれど。あをかちなり。かつとは雜るをいふ。もとかちあへなるべきを。字音に紛れてかざうと云ひしを。訛りてかんざうと云か。せちあへと云もせもし誤れり。又おもふに。嘉定の日などこれを作りしかば。かじやうなますとも云けんを。もとより和雜と書しなれば。かたぐ混しあやまりて。字音のやうにかさうとなりしか。字音なればくわさうなり。音訓のかちあへなます也。筏膾。庖丁家書に。鯉鮒すじき鮎なとをするなり。皮をひくに依て【筏膾】と云なり。筏は川を引の謎なり。庖丁聞書に。鮎の筏膾といふは。鮎をおろして細つくりにして。柳の葉をいかだの如く皿にならべ。そのうへに作りたる身をもりて出すべし。柳の葉さき人の左又は向へなるやうに敷べしとあれば兩義なり。今蘆の莖を筏に作るも杜

撰にあらず」と見えたり。また【淺葱膾】（アサツキ）といふは。淺葱といふ葱の種類なる菜蔬を。切干大根の漬たるを刻み込て。膾になしたる也。都下の俗。三月雛祭の供に調製す。あさつき。和訓栞に。胡葱をいふ。本朝式には。烏蒜と見えたり。蒜を書といふに對し。朝つ葱といふ。又淺津葱の義。氣の淺きをいふ也。伊吹山の北面は。一山ことごとく自然生ありて。農家のかてとせり」といへり（レウリ參看）。

ナマムギノヘム 生麥の變。（クワイカウ及イギリスを見よ）

ナマリ 鉛は。銀坑ある處より出づといへり。和名抄說文云。鉛（奈萬利）青金也と見ゆ。箋注に。新井氏曰。生之活用者。謂三質不二堅固一也。語之不二堅固一曰レ訛。訓二奈末留一同義。又堅魚脯之未二全乾一者。西俗呼二奈萬不之一。東俗呼二奈萬利一。新撰字鏡。鉛訓二黑奈萬利一。時珍曰。錫爲二白錫一。鉛爲二黑錫一。故此爲二黑錫一。按奈萬利。本鉛錫之總稱云々といへり。其用に種々あれど。主として銃彈に用ふ。近來活版の盛んなるを以て其需用多しといふ。其採掘地を揭ぐれば。鑛山發達史に。【倉谷鑛山】（鑛業人倉谷鑛山株式會社）位置。本鑛山は石川縣加賀國石川郡犀川村に在り。海面を抜くこと二千尺とす。【鑛區坪數】採掘特許面積は十九萬七千三百〇一坪あり。【氣候】は平時雨雪の量多く。冬季積雪の間は戶外の操業頗る困難なり。故に需要の貨物は。大概夏季に於て準備を爲す。【沿革】發見の年代及沿革は。舊記の徵すべきものなく。唯口碑の傳ふる所に依れば。天正年間小松城主丹羽五郎左衛門の開坑に係り。前田家金澤に城郭を定むるに際し。大に事業を擴張し。二代微妙院最も力を用ひ。同城郭の瓦は專ら該山の鉛を以て築きたりと云ふ。其後享保年間より明治に至る迄全く廢鑛に歸せり。明治十年前後より再開業。同二十六年より倉谷鑛山株式會社に移轉し。採鑛製煉共に專ら洋式に改良するに至れり。【地質及鑛床】は本鑛山の地骨を構成する所の地層は。凝灰岩にして該岩中に鑛脈を夾有す。鑛脈は二線の粘土脈にして。一は南北に走向連亘し。七十五度乃至八十度東に傾斜し。脈幅二十尺內外にして。主鑛脈の幅廣きは二三尺。狹きは二三寸とす。一は北三十度東に交差して共に連亘し。二脈出會する所に於て（イ）の字形をなす。元來兩磐の面明かにして。探鑛採鑛共に容易なり。主鑛物は金銀鉛の硫化物なり。其副鑛物は硫鐵鑛。亞鉛鑛。硫安質母尼鑛。硫砒鐵鑛及白色粘土を以て最も多しとす。塊形の鑛物は稀にして。多くは粘土中に細末の結晶狀となりて混有す。品位は稀に千分以上の金銀を含むと雖も。當時平均金は百萬分の八乃至九。銀萬分の二。鉛百分の一、五內外なり。【開採法】は。粘土脈なるを以て。採鑛上極て容易なりと雖も。動もすれば土石崩壞し。坑道を塡塞するを以て。支柱は最も堅固に良材を使用せり。鑿岩機を用ゐるの必要なし。【販路】は。製品の金銀塊は。直に大阪造幣局に送致し。金は金貨に鑄造。銀は精製の上。上海に輸送販賣し。鉛は大阪市に於て販賣せり。【蔡の神鑛山】（鑛業人直井佐兵衛）。【位置】は。岐阜縣美濃國吉城郡坂下村大字洞區に在り。【鑛區坪數】は。採掘特許面積は十一萬五千百五十一坪なり。【氣候及地上操業の期間】當山は東南に霧茂嶽あり。盛夏の候と雖も暑氣甚しからず。冬期間降雪堆積すること十尺以上に及ぶをもつて。時々休業することあり。【沿革】當鑛山發見は。明治二十七年にして。現今採掘せるものは其尤も良鑛なる者にして。鑛山は皆黑鉛鑛にして。他鑛物の隨伴するものなきを以て精製上最も純粹なる黑鉛を得べく。百分中二十八九の【黑鉛】を含有す。【販路】は主として大阪坩堝株式會社。又は東京各鐵工所へ販賣せり。黑鉛は坩堝。鉛筆を作り。煖爐その他の鐵器を磨き光らしむるに用ふ。

ナミキ 並木は。樹木を保護し。或は軍需民需を計り。併て往來の人の心目を喜ばしむるために。古より官にて植ゑしめられしもの也。東關紀行に。古武藏前司。道のたよりの蔭におほせて。植おかれたる柳も。いまだ陰とたのむまではなけれども。かつ〴〵まづ道のしるべとなれるもあはれなり。廻國雜記に。白河の關にいたりければ。いく木ともなく。山櫻咲みちて。心も詞もおよび侍らず。云「しら川の關のなみ木の山櫻。花にゆるすな風のかよひぢ」など。路邊の並木のものにみえたるもすくなからず。さて古來官より命ぜられしことの一二は。類聚三代格七の卷。天平寶字三年六月二十二日官符に。應三畿內七道諸國驛路兩邊遍種二菓樹一事。右東大寺普照法師奏狀偁。道路百姓。來去不レ絕。樹在二其傍一。足レ息二疲乏一。夏則就レ蔭避レ熱。飢則摘レ子噉レ之。伏願城外道路兩邊。栽二種菓子樹木一者。奉レ勅依レ奏。延喜式五十の卷。雜式に。凡諸國驛路邊植二菓樹一。令下二往還人一得中休息上。若無レ水處。量レ便掘レ井。」その後大同元年令す。路傍の樹木は。夏は陰を垂て。行人の休息に便し。秋は實を結て。旅客食ふことを得べし。而に頑民猥に之を伐採し。行人をして其便を失はしむ。自今路邊の樹木を斫損するを禁ずるとの令あり。寶曆十二年十二月德川氏の令に。先に令して。東海。中山。日光。奧州。甲州諸道の行樹を植しむ。自今五海道と雖も。大小路の別なく。凡驛家あるの路に於て。其行樹缺減するものは。更に新樹を塡植し。又路傍の堤土壞脫し。樹根暴露するものは更に之を塡築し。其高さ二三間ならしめ。其四境に於て定杭を立つべし。凡其道路狹隘な

ろものは。其凹凸を平坦にし。以て其幅員を廣むへし。」文政五年。又令して甲州道中韮崎。臺ヶ原間。蔦木。金澤間。岩槻道中川口。鳩ヶ谷間。日光例幣使五料。玉村間の行樹を植ゑしむ。」天保十四年勘定方普請役を發して。路次の行樹を點檢せしむ。」此外かゝる令達尙あるへし。明治以後外國よりアカシヤ。神樹など輸入し。又柳櫻などを宮城郭外。また市街ともに。植ゑられて。行歩の途次最も目を爽快ならしむ。

ナムシヨク　男色は。雞姦とも云ふ。衆道。若道。ともに若衆道の略なり。和訓栞云。かはつるみ。大秦牛祭文。宇治拾遺等に見えたり。男色の事也といへり。かはやつるみの義成べし。了意が犬はりこに。亂世に盛なりし事をいひて。股をさき肘を引て血を出し。志の實なる事をあらはす。古き歌に「おもふ心色には見えず身をさして。おけのちしほを君それとしれ」。忠孝をわすれ。非道の色に身を捨。命を失ふもの。僧俗にわたりて。女色よりも甚だしと見えたり。

【男色の始】また嬉遊笑覽に云。男色の起りしと定かならず。專ら行はれしは。世に鳥羽院このかたといふめり。白河院は東大寺別當敏覺が兒童を召て寵し給ひ。又鳥羽院は。宰相中將信道を愛し給ふ。されど物には猶ふるく見えたるにや。古事談などには。長季は宇治殿若氣也。仍大童にて不レ加二首服一云々。久不參の時はいみしく令レ怨給けり。大飲之間依二酒事一。御おほへはさかりにけりと見えたり。宇治殿は賴通なり。今按するに。男のなまめけるものを。ニヤケたりといふは。卽この若氣なり。【若道】。【衆道】などいへるは。若衆の二字を分ち呼なり。師門物語(寛永六年寫本)。中條なる人女を難する處に。せいのひきゝは見たてもなし。色の白きはにやけたる相。又きのふはけふの物語に。若衆のすがた。のころ處も御座ないといへば。そばなる坊主たちこれをきゝ。仰の如く御かたちは天下一。おにやけはしやこふ入じやと云など。此草子おにやけといふこと。數多ある。みな尻をいへり。命の移りたるいとおかし。又すはりといふもあり。後犬子集「薄なさけかくる若衆は。すはりにて」といふ句に。德元「星の逢せに一よれよかし」。前犬筑波集「七夕はよもさはあらじすはりぼし」。此ころの俳諧にあまた見えたり。尤草子に。せは物の内に出たり。醒睡笑に。若衆のをにあかすはりなどいへるをさへあり。すばる星といぬかぼしなど。小きをいふなり。今も干すつるといふとおなじ。此詞古く見えて。菟玖波集「廣き空にもすばる星かな」といふ句に。西行法師「ふかき海にかゞまる海老のあるからに」。下學集增補。猨乾口號に。呼二無心若衆一云二□□一ともあり。思ふに本邦にては。其始法師のもてあそびより事起りしならん。中ころまでも俗間には稀なり。徒然草に。いとをかしき物語あり。大納言法印召つかひし乙鶴丸。やすら殿といふ者をしりて。常に行かよひし云々。法印其やすら殿は男か法師かと問はれて。袖かき合せて。いかゞ候覽。かしらをば見候はずと答へきとあり。僧家は勿論。俗間には。永祿の頃より元祿の頃まで。わきて甚しきやうにて。彼桃を分ち袖を斷けむは物かは。家を亡ぼし身を失ふ類。種々の草子ともに多くみえたり。古くは田樂。後は猿樂の役者どもに。男色もて行はれたる者多し。今の芝居役者もおなじ趣なり。

今俗に【お釜】と云。いつより此をとなりしにや。本朝俚諺(正德四年)。本國の俗。妻を呼で阿釜と云ふ據あり。西陽雜俎云。王生善レ卜。有二賈客張瞻一將レ歸。夢炊二臼中一。問二王生一。生曰。君歸不レ見レ妻。臼中炊無レ釜也。瞻歸妻已卒。かくいへれば。其ころいまだ若衆のをにはいはざりしをしるべし。」文安田樂能記。文安元年六月二十九日。貞常親王。實意大僧正の宅に成らせられて。田樂見物あり。本座田樂菊阿が子に福若丸。ことに勝れたるよし云る處。福若丸能藝容儀尋常たり。此福若丸年少の時。白地に立二入此門室一處。先世之宿緣歟云々。然間同宿已及二數箇年一べり。今年十七歲なり。入レ夜の後有二御前之召一。御賞翫之次第。言詞も難レ覃云々。また二水記。永正年十四年四月十五日。宮千代丸昨日上洛。今晩參二御禮一。於二小御所一御酒宴云々。自注云。宮千代丸は美少人。有二百媚一云々。此兒猿樂无雙器用也。二三ヶ年密々令レ候二禁中一云々。親王大樹已下。公武の諸家。彼が色に淫せしと。此記にみゆ。田樂の美少人ありし事も記せり。【かけま】は近き名と聞ゆ。もとはかげ子。又かげらうといへり。それかけうまの略なりなどいへるは。捧腹すべし。かけまの始は。おくに歌舞伎やみて。若衆かぶき起りしかど。其頃は舞臺子のあそび猶稀なりとぞ。定りて勤するにはあらぬなり。似我蜂物語に。當時のはやり物の諺に河原かぶき子と云る是なり。西鶴が大鑑に。其頃迄は晝の藝して。夜の勤といふ事もなく。招けばたよりて酒ごとに暮し。執心かくれば世間むきの若道の如く云々。又一年。妙心寺開山國師の三百五十年忌の時。諸國諸山の禪僧京着して。御法事の後。色河原を見物し。萬事をやめて買出す程に。前髮ありて目鼻さへつけば。一日も隙なく。是より晝夜に賣わけ。花代も舞臺踏ば銀壹枚に定めぬといへり。其頃歌舞伎子どもの假裝を。京童に「十手のさすところそれいつくしい哉。おはぐろつける口もと。べにさせるつまさき。女とも見えつ男ありけり云々。「すみぞめの櫻はあれと何かせむ。おはぐろつける花の口もと」とあり。是女を學びたれども。もと男子の

眉を去り歯を染るとは、鳥羽院より起り、山にも寺にも移りて、兒どもこれを習ひたるが。此の若衆共もこれをまねびしをとしらる、其故は民間の女は、年の若き程は歯を黒めざればなり。太平記山門より三井寺を打やぶり、鐘を叡山へとりし時「みゐ寺の兒は歯ぐろになりぬらん。つくべきかねを山へとられて」などあるにて其事を知るべし。また武江年表。寛永十七年の條に。此頃何某侯に宮つかへせし、伊丹左京といふ美少年(十六歳)。男色の意地によりて今年四月同藩細野主膳といふ者を切害しければ、同月それの日主君より命せられ、淺草慶養寺に於て自盡を給ふ。其時左京と男色の契りありし、同藩舟川采女といへる美少年(十八歳)も、爰に來りて倶に自害して失けるを、此頃世のかたりぐさとなしけるとぞ。左京辭世の歌「春は花秋は月にとたはふれて、なかめし事も夢のまたゆめ」、采女辭世歌「もろともにいさゝは我もこゆるぎの、いそぎてこえんしでの山川」。其顛末を誌したる藻屑物語と云る草紙一冊、慶養寺に傳へて在、作者は詳ならず。西鶴が編の男色大鑑にも其略を載たり(按るに、慶養寺此ときは淺草西福寺の隣にありし頃の事なり。後年本所へうつり、貞享中今の地へうつる。文化の始。曲亭翁、これか評を作り。へみのあしと題して先考の許へ送られたりしを今に珍藏せり)。また慶安三年の條に。五月男色をむたひに申掛、若衆狂する事を禁せらる、此時何某庇藏といへる美少年の事に付騒動に及ひし事。昔々物語にいへり。男色の事此ときより止、寛文の頃にいたり又行れしか、ことありて止たるよし、同書にいへり。

【野道】昔の方言に。男色を若道、衆道、野道と云、若道。衆道とは若衆道。野道とは野郎の道と云縮語にして尤俗言なり」なと見えたり

【刑罰】明治維新後改定律例を頒布せられ、其犯姦律の中第二百六十六條に、凡雞姦する者は。各懲役九十日、華士族は破廉恥甚を以て論す、其姦せらるゝの幼童。十五歳以下の者は坐せす、若し強姦する者は懲役十年。未だ成らさる者は一等を減す」とせしが、刑法には其目を刪除せり(猶カムヰムザイをみよ)。右【雞姦の文字】につき、木村正辭の考説を洋々社談に載す、云く。本邦改定律に。雞姦の條あり。所謂男色なり、讀者謂らく。雞是一穴。故に男色を謂て。雞姦と爲と。余頃ろ清の袁枚が隨園隨筆を見るに。偶、雞姦の説あり、曰く。楊氏正韻牋律有二㚻姦之條一。㚻音雞。將レ男作レ女也。今男淫爲二雞姦一誤矣と。字彙補に亦云。㚻古雞切音飢。楊氏正韻牋。明律有二㚻奸罪一條將レ男作レ女也と。今試に明楊時偉正韻牋を閲するに。平聲三齊奚字部に。㚻字有て。字彙補及隨園隨筆に云ふ所の如し。然は則㚻雞音同じきを以ての故に通じ用ひたる歟、但今本明律に此條を載せず。蓋後世之を削去せるならんと。

【陰間】は雞姦を鬻ぐ孌童なり。元俳優の子役より起れり。嬉遊笑覽云、かげまは京師にては。宮川町、大阪は道頓堀、其外にも有べし。人倫訓蒙圖彙に。狂言役者男子を、遊女屋の女をかゝゆるごとくにかゝへ置て藝をしいれ、十四五になれば。それ／＼に色づくり、芝居へ出し。藝よく名をとれば、我が門口に大筆にて、誰がやごと名字をしるし、夜は戸口に掛燈臺に名を書付くるなり。いまだ舞臺へ出ぬはかげまといふ、他國をめぐるを飛子といふ、野郎かげまともに看板を出す。雨夜三杯機嫌(元祿六年)、陰間看板弁町媚。云々、淺草神明増二威勢一。目黒目白仰二悲憐一とあれば。其あたりにもかげま有しなるべし、洛陽集「顏みせやうゐかうふりして影間共。秋風」。賢女心化粧。今時男子を野郎屋の新部子に賣云々、歌舞伎事始に、新部子といふは。幼少にて藝の至らざるをいふとあり。へこは薩州の方言なり。其國にへこ侍といふものあり。みな知音を求めて。義兄弟となるよしなり。輕き小者ながら義勇を宗とすとなむ、其さまも、古風を守りて。寒中も單衣一ッ着、細き帶をすると聞り。今江戸の俗にへこたれと云ふは。へこたふれの訛りなり、季吟獨吟百韻「やせ馬おひのあやな腕だて。なもき木なほはら山にへこたふれ」。へつぼこ侍といふはこのやうの賤きさまをいふにや、風流徒然草に、野郎かげ間、いづれも大きなるよし。ぬれは皆我、小粟おいこ武道ほしだ哀なるはしんとくすみだ川。女郎の名など付たるをめづらしくおりがたかるは、やぼのもて興ずる物なり、西鶴置土産に。花山藤之助、松風琴之丞、雪山松之助といへる陰子の名あり。一代男。やらうもてあそびは、散かゝる花のもとに、狼のねてゐるが如し。けいせいになじむは。入かゝる月の前にちやうちんのないぬぞかしとなむ。いづくへも招く處に行たるものなり。江戸には法度ありしかど。止ざりければ。また寶永六年丑七月、狂言芝居野郎並狂言に不レ出。前髪有レ之者。外へ堅くつかはす間敷旨、前々より令二停止一候處。頃日右の族。方々へ參。藝致候由相聞、不屆候、向後木挽町。さかい町、野郎子供不申及。役者共又は白人にて。藝いたし候者。一切外へ參間敷候云々。或人云、江戸はよし町を初めとして。木挽町。湯島天神、麴町天神。塗師町代地、神田花房町、芝神明前、此七ヶ所天明の末まで有けり、近歳は四ヶ所絶て。芳町。湯島。芝神明前のみ殘れり(これは八町堀を脱したり)。三四十年已前は。芳町に百人餘りも有けるよし。此内より芝居へ出て歌舞するを舞臺子

といひ。又色子とも稱して。四五十人もありて。此色子ども。末には皆役者となれり。女形は多分此者ともより出て。上手の地位に至りしも有けるとなり。古評判記をみて知るべし。既に當時尾上松綠、岩井喜代太郎等も同し)。舞鬘子にてありしなり。近年舞鬘子絶てなし。此節野郎芳町に十四五人はかりもある由聞り。寶曆の頃とは違ひ。減少せし事にて。男色衰へたりといへり。頓作江戶雀(師宣が畫入。元祿の初なるべし)。難波町邊に。ことのほかはやりけるかげま有けりと書り。是は堀江六軒町(今いふ芳町)にはあるべからず。住吉町。高砂町。或は難波町裏河岸の內なるべし。」其出立も羽織などを着。かならず編笠を着て。茶屋へ行しとなり。近ごろ迄も。湯島の野郎茶屋へ行ば。編笠をかぶりはせねど手に持たり。此ごろはそれも止しなるべし。もとより髮は若衆なりしも。後には鬢を出し。やがて鬚をも女のごとくにして。今は衣類迄も。全く女の形狀なり。むかしは女を男に作しに。今は男を女となす。人情古今のたがひみつべし。」野郎が召つかふ男をこんごうといふ。雨夜三杯機嫌(元祿六年)。顯二鬼尻一。自注に。彼里には云二若者或金剛一。非レ僕非レ牛又非レ雲。且向二親方一高二鼻筋一。因レ露飛廻如二蝶集一。見レ紙這蹐似二羊群一。こんごうは草履持の義なり。」今按するに。かげまといふもの。天保十三年。幕府にて諸政を釐革せしころ廢停せしなるへし。

ナムテム　南天は。冬月萬樹凋落の候に於て。霜雪の間に其實紅熟し。累累たる朶を垂るゝこと。恰も珊瑚を點綴せるが如く。其葉も亦常に綠にして。繁翠凋まず。頗る雅致に富めるを以て。庭園に栽ゑて歲寒の淸賞に供し。或は盆養愛翫し又之を手折りて。梅花水仙花と共に瓶中に挿むもの多し。【名稱】南天は該植物の通稱にして。京都にてはナッテンと云。上總にてランテンと呼ぶ。又和方書には三葉と記載せり。古名は佐之夫の紀(倭名類聚鈔)。佐世の木。左之夫。佐世夫。佐斯夫と云ふ。漢名は南天竹(通雅)にして。又天竹(同上)。南天竺(秘傳花鏡)。闌天竹(八種畫譜)。藍田竹(李衎竹譜)。黑飯樹(古今秘苑)。烏飯子(先醒齋筆記)。南竺枝子(同上)。烏飯葉(藥性奇方)。烏葉(本經逢原)。烏草(類子纂要)。天燭(握靈本草)。南天燭日(茅山志)。惟那木之王(同上)。南草木(夢溪筆談)。南續(大觀本草)。楊桐草(石南發明)等の異名あり。通常南燭に充つれども。吳其濬の著はせる植物名實圖考には。南天竹と記し。ナンテンの圖を出しあるにより。南天竹のナンテンなることは明かなれども。別に南燭と記して載せたる圖は。ナンテンには似もつかぬ植物なり。南天竹の漢名は。近來英人ヘンリーの實驗に依るも。ナンテンに充つること適當なるが如し。

【產地及び歷史】畿內及び東部諸國に自生し。四國。九州にも產す。太平洋に向ひたる暖國。殊に南方には高さ丈餘に達せる大樹ありて。柱とし扁額となすべしといへり。八丈島にも亦大樹あり。支那にも產す。廬山といへる地には。高さ丈に盈つるものありと云ふ。蓋し南天は日本及び支那特產にして。地球上未だ曾て他に之を產する地あるを聞かず。歐洲人始めて此の樹を我邦に見て大に奇とし。南天の名を採りて直ちにその學名となし。ナンチナ(ナンテンの轉訛)と命ぜり。而して歐人の始めて此樹を記述せるは。ロユンゲルベルド。ケムフエルにして。氏は元祿三年我國に渡來し。同五年辭し去て。正德二年に出版せる著書中に。此植物の事を記述せり。氏の我國に渡來せる目的は。蓋蘭船の醫官たる傍。我國の地理風俗。產物等を取調べんが爲めにして。其著書にも廣く此等の事を記載しあれば。同氏は寧ろ日本歷史(享保十二年出版)の著者として世に知られ。日本植物に關する記事の如きは。纔に其著書の一部分たるに過ぎざりき。左れど其觀察の精密なるは。其著書に就て見るも明瞭にして。別に氏の著はせる日本植物圖譜には。南天の花の圖一枚と。葉の圖一枚を揭載せり。此書は草稿のまゝ。英國博物館の藏本として保存しありしを。著者の歿後。寬政三年に至り有名なる英國の學者サー、ジョセフ、バンクス之を出版せり。之を南天の圖の西籍に揭載せられたる嚆矢とす。然れども眞に學術上より南天を記載說明せるは。氏に次て安政四年。我邦に渡來せる。瑞典國植物學者ツンベルグなりとす。氏は有名なる植物學者リンネ子の高弟にして。最も植物に精通せるが故に。我邦に來りて親しく南天を見るや。之を一新屬となし。前に述たるが如く。之にナンチナの新學名を命じて。安永九年之を世に公にせり。是南天の始めて學名を付られ。學術上の戶籍に登錄せられたる年號にして。ツンベルは即ちその名付親なり。氏は更に天明四年に於て出版せる著書。日本植物志に。再び南天の事を記載し。日本國中到る處の村落に。最も普通に植えありと述べたり。爾後日本の植物を記載せる洋書には。南天に就て述べたるもの多く。安政五年に於て出版せる。彼の有名なる米國人ペルリ日本遠征日誌中の植物の部にも。南天の名を擧げ且生籬等として植ゑありと記載せり。南天と西洋人の我邦に渡來せる歷史とが。斯の如く親密の關係あるは奇と謂ふべし。【品類】南天の形狀は既に世人の熟知する所なれば。茲には之を畧することとし。更に其品類即ち園藝的變種に就て述べんと欲す。南天の實には往々變色のものありて。白實のものを白實南天と曰ひ。淡紫實のもの

をフヂナンテンと曰ふ。又葉には變化殊に多くして。形小く縮たるをチヾミナンテンと曰ひ。葉蒂扁くして細葉なるをイカダナンテンと曰ひ。莖細くして葉も亦細く柔かなるをツルナンテンと曰ふ。又園藝に關する諸書中。南天の品類數多を擧ぐるものあり。多くは新品を出せる培養家。橐駝師の名を採りて之に冠せるものにして。今其著明なるものを擧れば。大橋キンシナンテンと呼べるは。最も矮小の品にして。葉柄は恰も絲を切りて付けたるが如き狀をなし。葉は其先端にありて。蚊の止りたるが如くに見ゆ。今草木奇品家雜見に。其說明を記載せるを見るに。曰く。大橋は江戸大久保の人なり。其園を集古園と號す。積年の盆栽家也。蓄ふる所の草木枝葉光潤にして風姿柔軟なり。一は培養に長ずるに依る。手盆は夏物を好み。安南。和蘭。呂宋等海外の舶來を集め。本土製作の器と云ども。西肥上等の品を愛す。依て花木これが爲に光輝を増す。其華麗人毎に見て羨む。一年細葉南天五種を寫眞し。彩撮して同好及び諸花戸に頒ちて一時の興とす。是より世上南燭の種類頗る行はる。一に此人俑を作ると云ふべし。すべて財を輕じ。珍品珍器を重す。性豪邁の氣象なり。文政七甲申年題二友人之需一橐谷書」とあり。其他小石川栗元より出でたるを。クロモトナンテンと云ひ。市ヶ谷佐橋より出てたるを。佐橋姬奴ナンテンと云ひ。小石川筧より出でたるを。カケヒナンテンと云ひ。番町久世家々臣鈴木忠左衞門より出たるを。鈴仲ウカレナンテンと云。巣鴨市左衞門より出たるを。市左衞門ヤツコと云。下駒込藪下勇藏より出たる細葉南天を。勇藏南天と云ひ。市ヶ谷の人志賀宗菴より出でたるを。志賀南天と云ひ最も細葉の品なり。小日向の星合より出でたる星合ナンテンは　幹太く葉細にして枝數多あり。靑木は其葉龜甲に似たり。能く結實すと云ひ。麻布の佐藤呂麿より出でたるをシヤツケイナンテンといひ。葉に紅斑あり。眞江田より出でたるマエダナンテンは。その葉に斑ありて。雲月花の詠を兼ね備へ。一たび皎白となりて又蒼白を雜ゆ。斑葉南天諸家に多しと雖ども。此樹の右に出づるものあるを聞かずと云へり。安永の頃の人。寒河珍松より出でたるを寒河ナンテンと云ひ。又四谷なる雲州の封君廣瀨侯の名圃より出たるを。廣瀨出ホソバナンテンと云ひ。此樹は許多の星霜を經て。其根株は巖の如く。細葉軟枝見る者飽くことなしと云へり。其他品類多し。南燭品彙と題する一枚摺には。南天の品類を擧ぐること頗る明細にして。園藝的變化の一斑を知るに足るべし。即ち左の如し。」一。錦絲細葉の品類には勇藏錦絲。天眼鏡。靑綠。高砂。白靑龍。稻妻。楊貴妃。羽衣。宇加連錦絲。七福神等三十九品あり。二。特品には寒紅手春夏。筏葉錦絲。水晶實ハゼ奴。紅實ハゼ奴。百合葉ハゼ生。姬丸葉。志賀蔓。栗本蔓。加計志南天。千代本紫斑等二十餘品なり。三。奴性の品類には奴南天。白實奴南天。蒲實奴南天。次郎奴南天。北澤奴南天。榊原奴南天。大橋奴南天。佐橋奴南天等あり。四。絲葉には大玉蔓。錦絲蔓。舞蔓南天。蔓南天。錦絲玉蔓。實生金絲蔓。實生玉蔓。奴軒蔓南天。獅子蔓あり。五。筏性のものには筏南天。白實奴筏。奴筏南天。紫奴筏南天。筏葉筏南天。蒲實奴筏。黃蒲實奴筏。栗本斑筏あり。六。斑葉には前田南天。楠田南天。龜五郎斑白。松崎南天。久保田斑入。水野黃斑。彌三郎黃斑。瀧の川。呂慶斑。金砂子等十餘種あり。七。變葉に栗元南天。千代元南天。圓葉南天。白實筏葉。筏葉南天。百合葉南天。筑羽根南天。七變化南天あり。八。變實には紅南天。白實南天。蒲實南天。紫南天。水晶實南天。支那圓葉南天。黃の實南天。栗本奴南天あり。尙之を細別すれば。その品類數百に下らざるべしと云へり。

【古實其他の雜說】現今赤飯を贈るに。その盛るところの器に。南天の葉を敷くを慣しとす。是れ古來よりの儀式によるものにして。即ち南天の葉を搔敷に用ゆることは。諸書に見えたり。四條流庖丁書に曰く。搔敷の事。檜南大燭是なるべし。靑皆敷と云ふは取分ひばの事なり。靑カイデ飼敷にする事以ての外之を凶むべしと見えたり。假初にも物の裏を面にして飼敷になすべからず。吉事には葉の面を上になして敷くべし。不吉の時は葉の裏を上にすべしとあり。南天は毒を消す。又夏月にも南天の葉を食物の內に入れ置けば。食物腐敗の患なしと云へり。山東庵の骨董集にも。古老の說に南天といふ木は。本名南燭なり(中略)。食物の搔敷などにするは。諸毒を解する爲なりとあり。又云ふ能の狂言鱸庖丁といふに。深草の土器にナンテンヂクの搔敷をするといふ事ありと見えたり。庖丁聞書にトリ居といふは。土器に檜。南天の葉など搔敷にして肴を盛り。土居に据るなり。精進のときは梅漬のりの類などあり。是をかはしけのものともいふと見ゆ。武家調味故實しぎの別足つゝむ條に。包みたるすがた下はおしぎなり。つゝみたるはこうばいだんし。改敷の葉はなんてんちく也とあり。甲陽軍鑑。勝時を行ふ處になんてんの水入と有云々。一代女。泉州堺の處に湊の藤見に。大重箱に南天を敷て搔敷と云事古き事にやと見えたり。又南天の木を鳥の栖架に用ゆれば。鳥の足を損ずるをなくして大に宜しとは。世人の唱ふる處なり。支那にも亦此說ありと見え。植物名實圖考に。天竺人取二此木一置二鳥籠中一作レ架最宜二禽鳥一と記せり。又古說に南天の實は痲痛に効ありと云ひ。其他藥用に供することを記せり。南天の藥用に關しては。嘗て蘭人エイキマン化學的分析をなせ

しことあり。【同名異屬の南天】終に臨み一言辯じ置かんと欲するは。ヒラギナンテンと稱するものにして。是は又唐ナンテンともいひ。土佐にてはヒイラナンテンと呼び。間々庭園に植ゆるものあれども。南天とは別屬の植物なり。本草書には此木元と加州より出づとあれども。蓋し我國に自生あるものに非ず。その支那印度地方に自生あるに依りて考ふれば。昔時支那より我邦へ傳來せしものにはあらざるか。唐ナンテンの名大に考證するに足るべし。以上三十三年十二月時事新報に載たる理學博士伊藤篤太郎の説なり。鏡の裏に南天の形を鑄るとはカカミの條に出せり。

ナムデムノサクラ　南殿の櫻は。西京なる皇居にあり。俗に左近の櫻。右近の橘といひて。人皆知る所なり。和訓栞云。なむでんのさくら。源氏に。南殿の櫻のえんとあり。玉葉集にも見えたり。南殿は紫宸殿の巽の角にあり。大内草創の時の樹なるよし見え。花は單也。一説にもと梅なりしを。承和年中に枯ければ。櫻に改めさせられしは。仁明帝の時より也とも云り。天德燒亡の時は。重明親王の第より。芳野の櫻を移させ給ふ。俗に左近の櫻。右近の橘といふは。禁秘抄に。康保二年仰ニ左右近衞府一被レ移と見えたる義成へし。續千載集に。南殿の櫻を本府より植侍ける時。大内の花のたれにて侍ければ。左近大將爲教「古への雲井のさくらたれしあれは。又春にあふ御代そ知らるゝ」。又玉勝間に南殿の御階の櫻。橘。歷代編年集成云。南殿櫻樹者。本是梅樹也。桓武天皇遷都之時。所レ被レ植也。而及ニ承和年中一枯失。仍仁明天皇被ニ改植一也。今度燒亡燒失畢。造内裏之時。所レ被レ移ニ李部王(重明親王)家櫻樹一也。件樹。本吉野山櫻云々。但拾遺公忠朝臣歌詞。延喜御時。見ニ南殿花ニ云々。然者天德以前櫻樹歟。梅櫻事。時可レ決レ之。橘樹者本自所ニ生託一也。遷都以前。此地橘大夫家之跡也云々。南殿樹事。番記錄云。村上御宇。天德三年十二月七日。南殿坤角。新移ニ栽橘樹一本ニ(高一丈二尺)。件樹。彈正尹親王東ニ條家樹也。依ニ勅定一奉レ之。右近將監已下掘レ之。或記云。遷都之時。彼樹在所。稱ニ橘大夫一者家後園也。件後園有レ橘。即南殿前。以賞翫。其後回祿之後。被レ栽ニ彼東三條樹ニ云々。小一條左大臣記云。橘本主。秦保國也」と見えたり。今度燒亡とあるは。天德三年の燒亡のことなり。大槻秘抄云。南殿の橘の木は。此京にいまた内裏たてられ候はざりけるさき。人の家の侯けるが木にて候ければ。きられずしてなん候ける。殿上人は南殿のおほゆかにて。枝ながらたちばなくひなどしけりと申候は。それはまことにや候けん。木は一定のふる木になんさぶらひける」と見えたり。殿前に兩樹を植置かれしも古きことを知るべし。

ナムド　納戸は。衣服調度等を納むる所を謂ふ。貞丈雜記に。納殿とは納戸の事也。平治物語に。たゞ今納殿におさん物みな取出せよと仰ければ。金銀絹布色々の物共を。山の如くつみあげたり云々(義經記いつおんないはしらねども。納殿につとはしり入て。からびつ一から取て出)とあり。又和訓栞になんど。納戸と書り。收納の所をいへり。平治物語に。納殿とあるを。一本納戸に作る。今俗なんどと呼は。もと納殿の音轉なるべし。即をさめどの也。或は少府也」といへり。田舍にていふ所も家内の納戸なるへし。」西土に納戸といふは。年貢を倉場まで納めて行者をいへり。明律に令ニ納戸親自行概一と見ゆ」とあり。然らば其名の起因は。中古の頃なるへし。

ナムブヌリ　南部塗は。奥州南部に於て製する漆器をいふ。故に此名あり。工藝志料云。南部塗は陸奥國の南部の地に於て製する所の者なり。世人これを稱して南部塗といふ。赤漆の者多し(六七百年前に造る所の南部塗の漆器今尙存す。或は曰ふ。高倉天皇御宇陸奥守藤原秀衡。工人に命じて創て製せしむる所の者なり。故に後世此の器を稱して秀衡椀と云ふと)。南部椀と稱するものは。内は朱色にして外は黑色なり。又黑漆の上に朱漆。又靑漆。黃漆をも用ひたり)を以て。或は鶴。或は花卉を畫き。處々に方切したる金箔を附着し。朱色煒燁なり。點茶家以て飯器と爲す最雅致あり。染戸其の花草を摸倣して。布帛を染むれば。之を稱して南部模樣といふに至る。其の愛翫せしこと以て知る可し。其の古製なるものを稱して。正法寺椀と云ふ。江刺郡の正法寺に於て製せし所のものなり(或云く。正平年間僧無底といふ者あり。陸奥國江刺郡那黑石村に於て一寺を創建す。號して正法寺と云。又黑石精舍といふ。正法寺は禪宗にして。越前國永平寺。能登國總持寺と共に一派の總本寺たり。故に諸國の僧徒來聚する者夥多なるを以て。正法寺に於て使用する所の食器の椀も。亦其の數多くして貲るべからず。故にこれを造ること甚多かりしなるべし。其の造る所の椀に類似せる者。四方に傳播せしより。世人これを正法寺椀と稱するに至りしならんと。又云く南部椀は陸奥の九戸郡淨法寺村より出づ。同郡畑村にて椀を作り。田山村にて漆を塗る。此の地皆南部氏の管たりしを以ての故に南部椀と稱せり。而れども南部にては淨法寺椀といひ。他の地にては南部椀といふと)。後世に至ては。江刺郡の正法寺に於て漆器を製出せず。而して九戸郡淨法寺村に於て漆器を製す。亦南部椀といふ。其の他の工人巧を傳へて今に至る。

ナヤ　納屋。元は魚を入るゝ物置ゆゑナヤと云ひしなるべし。後農家にても用ふることになりて。納屋と當て字を用ふるに至りしもの歟(ヌリゴメを見よ)。

ナラ　奈良。大和國の東北隅にあり。人口大凡三萬戶數約七千を有する都會にして。南都と稱し我國舊都の一なり。抑々此都の起りは今を去る二千五十年開化天皇の御代。始めて都を此地の春日に定め給ひたるに始まり。後久しく頽廢せしが。今より千三百二十三年以前人皇四十三代元明天皇の和銅三年再び此處に遷都あり。引續きて。元正。聖武。孝謙。淳仁。稱德。光仁の六帝此に御代しろしめされたり。卽ち奈良の都或は平城の都と稱へたる時代にして、佛法盛に行はれ。我國文明開化の淵源なり。今此地に存在する神社佛閣等は概して此代の建立に屬す。隨て當時萬般の規模甚だ宏大にして。市街の區畫の如きも其端今の郡山法隆寺邊にも達せり。因にいふ宮城は當市の西一里計りに在る。二條村內裡跡といふ所に置かれたるなり。【名產】「根來塗」は。特產の漆器にして古雅なる朱塗なり「奈良團扇及び扇」。「墨」。「筆」。「麻布及び蚊帳」。「刃物」。「奈良人形」。「あられ酒及び奈良漬」なり。【名所】當市は日本美術の淵源といはるゝ程の土地なれば。詳細に之を擧けむとを能く盡す所にあらず。今左に最も著名なるものを擧ぐ。○東大寺。良辨僧正の開基なり。古は七大寺の一にして境內廣濶伽藍宏大なりしが。今大に頽れ漸く大佛殿。二月堂。三月堂等を存す。○大佛殿は東大寺の金堂なり。殿內に金銅盧舍那佛の座像を置く。是卽ち本尊にして世に名高き奈良の大佛なり。東西二十九間南北二十六間佛像の高さ二十四間。佛像總丈五丈三尺五寸。面長壹丈六尺。幅九尺五寸。鼻孔の徑三尺。拇指の長四尺八寸。周り四尺二寸。中指長五尺八寸其餘之にかなふ。抑も此堂は聖武天皇の勅願により建立したるものなりしが。平重衡に燒かれ。此佛像の首わき流れたるを後白河法皇賴朝に命して再建せしめらる。後年正親町天皇の御代土豪の戰爭に堂宇再び燒け佛像の首また落ちたり。筒井順慶之を惜み。佛像の修理を加へしも　堂の建立出來ず久しく風雨に曝されたりしが。公慶といふ僧あり千辛萬苦して。漸く時の德川將軍に力を借り之を造營し。工を竣へたるは寶永五年にして。今を距る百九十年。現存する堂宇卽是なり。堂の正面に八角形の大なる金銅燈籠あり。仁王門亦頗る宏大にして。高さ十三間餘。左右の仁王は湛慶。運慶の作にして。此山門に稱ふたるものなれば其大なるとを知るべし。○二月堂。大佛殿の東北に接近せり。實忠和尙の建立にして十一面觀世音を本尊とす。每月十七日の緣日には參詣者甚だ多し。堂の下に有名なる良辨杉あり。○三月堂。本名を法華堂と稱し。本尊は三目八臂不空羂索觀音にして。脇士は梵天。帝釋の二像とす。此像は乾漆造りとて。漆と布にて張り上げたる中空のものにして。世に珍らしき作なり。其外の佛像一として珍奇ならさるはなく。皆古代美術の好模範なり。堂は良辨僧正の建立にして千百六十餘年を經たるものなりといふ。○鐘堂。大佛の鐘と稱して高さ一丈三尺餘徑九尺餘厚八寸の大鐘を懸く。大佛殿と二月堂との間にあり。此處には有名なる大佛餅を賣る。○正倉院。大佛殿の北二三丁の處に在り。宮內省所轄の寶庫とす。聖武天皇の御愛藏品を納む。希代の珍寶夥しく驚くの外なしといふ。每年夏期御風入と稱し之を開く。○三笠山。實は若草山といふ。山上は二三の松樹あるのみにして一面の若草なり。每年春期之を燒く。山高からされば天氣長閑なる時には此に遊ふ者引きも切らす。○春日山。一に御笠山といふ。若草山の峯つゞきにて共に奈良の東方を擁す。○春日神社。春日山麓に在りて。武甕槌命。經津主命。天兒屋根命。姬大神の四社を祠れる官幣大社なり。境內甚た廣く老杉森々と茂り。自から神威の嚴なるを覺ふ。此社は又燈籠の數多きを以て有名なり。一の鳥居を過きて社殿に詣つる賽路の兩側に奉獻の石燈籠隙間なく列ぶ。其數二千。社殿の軒に吊る釣燈籠壹千個と稱す。每年一回節分の夜此三千餘の燈籠に。悉く燈明を入るゝ例にて最も壯觀なり。○春日若宮。本社は南に連り瀨織津姬命を祭れりといふ。○大鳥居は春日社の西數町の處に在り。是より東を春日境內とし春日野といふ。大樹相連りて奧深き境區なり。○鹿は。春日名物の一にして神苑內に放ち飼へり。其數無慮數百。春日野より公園の邊到る所に徘徊して能く人に馴れ。餌を與ふれば人の掌中より之を食み。甚た愛らし。每年秋季落飾する頃是が角を伐る。其槳頗る盛にして遠近より見物人甚だ多し。○淺茅ヶ原遊園。大鳥居の附近高木大樹の林間池に臨みて風景いと美はし。○十三鐘。菩提院と稱し大鳥居の西一町の處にあり。昔神鹿を殺したる小兒を當時の刑法により。生埋にしたる古跡なりと傳ふ。○猿澤池は。市街の中央にあり當市勝景の一也。池の東に衣掛柳あり。昔采女の此に入水したる時衣を掛けたりといへり。北岸は當市中最も繁昌なる三條通りにして。此處に五十二段と稱する石段あり。之を登れば興福寺南大門の跡あり。一面の芝生にして南大門の芝といふ。○興福寺。東大寺と共に奈良の名刹にして。昔時は境內。堂宇共に宏壯を極しも。今は其二三を殘すのみにて。金堂文珠堂(又東金堂といふ)。五重塔等を存す。文珠堂の前にあたり一株の松樹枝低く地面に蔓りたるものあり。花の松と稱す。五重塔は境內の南端にありて。建築の宏大なること驚くに堪へたり。南圓堂

は金堂の西南に接する處にして。其構造八角形を爲す。中に本尊不空羂索觀音を藏む。西國三十三ヶ所第九番の札所として有名なり。此外北圓堂。三重塔等皆名高き建築なり。〇八重櫻。師範學校構內にあり。古株は既に朽ち去りて。今は生へ換りたる若木に花榮ふなり。〇奈良公園。春日神社。東大寺、興福寺の三境內を合したる一大公園にして。奈良市の名所は殆んど此中に籠れりと云ふも不可なし。亭々たる林樹青々たる芝生の間に高塔廣宇の配置參差して。麋鹿所々に遊ぶなど其趣他に比類なかるべし。〇帝國奈良博物館。大鳥居の東南に接近する洋風の建物にして。明治二十七年の創立なり。重に大和古代美術を集めて展覽す。【祭禮】御祭(每年十一月七日)は。春日若宮の大祭にして、祭儀凡て古風なり。薪能、競馬。古代行列等甚だ珍らし。就中最も有名なるを【薪能】とす遠近の參詣者夥し。〇御松明(每年三月一日より十四日まで)は。二月堂に行ふ法事中に燒くものにて。其十二日目には籠松明又は大松明と稱へて。長さ四五間の大竹の端を割りて。松の割木を取込み。之に火を點して堂の廻廊を擔き廻るを式とす。此夜明には御水取といふ行事あり。堂內に在る若狹の井より七荷半の水を汲みて年中の御供水とす。此法會には種々の講社等遠方より隊をなして來り。皆夜を徹して參詣す其雜沓言語に絕えたり。

【奈良七大寺】奈良七大寺は和漢名數に。東大寺。興福寺。元興寺。大安寺。藥師寺。西大寺(以上六寺在二南都一)。法隆寺の七なり。

ナラテウ　ジダイ　奈良朝時代　古へ一國の首都なるもの定まらず。天皇生れまして其の家にて即位し給ふ。其の地即ち都なり。天智の朝に此の制を改め都を志賀に定め。天皇統を繼ぐ時此の宮に入りて即位式を行ふことゝす。元明天皇志賀を不便とし。都を平城(奈良)に遷し給ひしより。元正。聖武。孝謙。淳仁。稱德。光仁。皆こゝに都せるを以て、奈良七朝とは云ふなり。此間の年數は七十五年なり。

ナリモノ　チヤウジ　鳴物停止の事は、古來朝廷幕府其の他侯伯の重なる人の死を悼むとき。遠慮したるものにして。古昔天皇崩葬の御事實は知るを得されば。敢て妄に玆に揭けず。德川幕府か【禁裏御凶事】に就て公布せし件々の記錄ともに傳はれるを聊しるす。〇延寶六戊午年六月二十日。女院樣崩御被遊候間。町中鳴物可爲停止候。重て御赦免有之迄は堅無用に可仕候。勿論何にても物さはかしき事之無之樣申付候以上。六月二十日。」町中なり物。明二十七日より御赦免被成候間。此旨町中へ可被相觸候以上。六月二十六日。」延寶八庚申年八月二十六日。法皇樣(後水尾院)崩御被遊候間。町中鳴物。見世物普請等可爲停止候。日數之儀は御免之時分相觸可申候。勿論何にても物さはかしき事無之樣に。町中裏々迄不殘可被相觸候以上。八月二十六日。」町中鳴物。見世物竝普請。明朔日より御赦免被成候間。町中裏々迄不殘可被相觸候以上。八月晦日。」貞享二乙丑年二月二十五日。新院(後西院)崩御に付。普請。鳴物三日停止。」元祿九丙子年十一月十三日。本院(明正院)崩御に付。普請。鳴物停止。」寶永六己丑年十二月二十日。主上(東山院)崩御に付普請。鳴物五日停止。」享保五庚子年正月二十四日。新准后女御去二十日薨去に付鳴物三日停止。」同年二月十四日。女院崩御に付。鳴物三日停止普請は不苦。」享保十七壬子年八月十日。法皇(靈元院)御不豫御養生不被爲叶。去る六日被遊崩御候に付。爲伺御機嫌。明十一日總出仕之事。但西丸へも總出仕之事。」病氣幼少隱居之面々者。月番之老中豐後守宅へ使者可差越候事。但在國。在邑之嫡子隱居も右同斷。」普請。鳴物者。今日より來る十四日迄五日停止之事。右之通可被相觸候。八月十日。」同年九月五日。敬法門院薨去に付。鳴物停止。普請は不苦。」元文二丁巳年四月十八日。仙洞(中御門院)崩御に付。普請鳴物五日停止。大名總出仕。同上御香奠獻上之逹。仙洞崩御に付て四品拾萬石以上より。京都へ以使者御香奠獻上之儀。享保十七子年靈元院崩御之節之通可被差上候。委細は土岐丹後守へ可被相伺候。尤獻上相濟候以後。月番之老中へ可被屆候。右之趣可被相達候。四月」寬延三庚午年四月十七日。仙洞(櫻町院)崩御に付。普請。鳴物五日停止。大名總出仕。御香奠獻上。寶曆十二壬午年七月二十四日。主上(桃園院)崩御に付同上。」安永八己亥年十一月十三日。主上(後桃園院)崩御に付同上。」天明三癸卯年十月十六日。新女院崩御に付。鳴物三日停止。普請は不苦。」寬政二庚戌年二月三日。大女院崩御に付同上。」同七乙卯年十一月五日。女院崩御に付同上。」文化十癸酉年閏十一月五日。仙洞(後櫻町院)崩御に付普請。鳴物五日停止。大名總出仕。御香奠獻上。」文政六癸未年四月十三日。准后薨去に付。鳴物三日停止。普請は不苦。」天保十一庚子年十一月二十四日。仙洞(光格天皇)崩御に付普請。鳴物五日停止。大名總出仕御香奠獻上。」弘化三丙午年二月十日。主上(仁孝天皇)崩御に付。普請。鳴物五日停止。大名總出仕御香奠獻上。」安政三丙辰年七月十二日。新待賢門院薨去に付。鳴物三日停止。普請は不苦。」慶應三丁卯年從正月四日至四月十四日。主上崩御に付逹。主上(孝明天皇)御不豫之處。御養生不被爲叶。舊臘二十九日崩御遊被候に付て。普請。鳴物停止之事。右之通可被相觸候。正月四日。」主上御不豫之處。御養生不被爲叶。舊臘二十九日被遊崩御候に

付。爲伺御機嫌。明五日總出之事。」病氣幼少隱居之面々は。月番之老中宅へ使者可被差越事。」在國在邑之面々は。使札可差越事。但在國在邑之嫡子隱居も亦同斷。正月四日。」主上崩御に付。御目見以上之面々。月代並髭剃候儀に。追て可相達候。右の趣。舊臘二十九日。於京都被仰出候間。萬石以下の面々へ不洩樣可被相觸候（按に此に於京都と云ふものは。此時將軍在京の故を以てなり。後皆同し）。正月四日。」主上崩御に付。銃隊調練の儀は。追て相達候迄見合可申旨。舊臘二十九日於京都被仰出候間。此段向々へ可被達候。正月四日。」主上崩御に付。來年始御禮は無之候事。右之通。舊臘二十九日於京都被仰出候間。其段向々へ可被達候。正月四日御目見以上の面々。明後十一日より髭剃可申候。右の通萬石以下の面々へ可被相觸候。右の通去る九日於京都相達候間。當地の面々今十四日より髭剃可申旨。以下之面々へ可被相觸候事。正月十四日。」從御所被仰出候趣も有之候に付。長防討手暫時兵事見合相成候處。此度御國喪に付。一同解兵可致旨被仰出候。右之通。二月二十三日於京地被仰出候。此段向々へ可被達候。二月朔日。」大行天皇崩御に付。普請。鳴物停止には候得共。類燒等にて難捨置分不苦候。二月四日。」普請は來る十九日より被成御免候。右之通去る三日於京地被仰出候間。向々へ相觸候事二月十日。」鳴物之儀。渡世にいたし候分。二月十九日より御免被成候旨。於京都被仰出候段。昨日御書付出候間。此段申達候。二月二十二日。」此度御國喪に付。鳴物停止之處御百箇日御法會も被爲濟候に付。此節より海内鳴物不苦候。右之通去る八日於京地相觸候間此段相達候事。四月十四日。」右禁裏御凶事に就て。幕府よりの公布は。德川禁令考に諸記錄を引て載る所あり。同書の案に。天寬日記。元寬日記を按するに。元和三年後陽成院崩御。寬永七年女院御崩の事を記す。然れとも未た普請。鳴物停止及大名總出仕御香奠獻上等の令を見す。蓋し當時幕府創造。其式一定せさるに因るもの歟。今延寶以降の例を擧くと云へり。また皇族方の薨去に就て。幕府より三日鳴物停止の令を公布せり。明治二十九年一月英照皇太后崩御の節國民の喪を一ヶ月とし。此間鳴物を停止したりしか。其他の皇族にありては。三日の例による。幕政の頃は將軍及諸侯にも此事あり。其例を左に揭く。【將軍家】嘉永六年七月御觸書覺。公方樣薨御被遊候間。町中物靜に仕。火之元等入念候樣。借屋店借裏々迄。急度相守候樣可申付。右之通從町御奉行所被仰渡候間。町中早々可相觸候。七月廿二日。町年寄役所。」一。町中鳴物並作事等。此方より左右致候迄可相止事。一。自然惡事仕候もの於有之は。見出し聞出し次第。早々兩番所へ可申來事。一。喧嘩口論無之樣可仕候。若左樣之儀出來仕候は丶。名主月行事近所之もの。早々出合取扱無事に可致事。一。火の用心之儀は入念。麁末無之樣可申付事。一。家持同召仕並店借裏家之ものまでも。無用之事に候は丶。他所へ出申間敷事。右之通可相守。若於相背は曲事可申付者也。七月二十二日。「覺」。町中中番御定之通り。今日より差置。夜中木戸〆切。前々之通り可致候。尤表之間数に應し手桶に水を入出し置可申候。重而御赦免有之候迄は。右之通相守可申候。少も油斷有之間敷候。七月二十二日。」町中表店之もの共。銘々相愼候ため。見世之戸を引寄。又は簾等下ケ候儀。兩樣之内に前々之通り可致候事。但ヶ提燈燈籠ともし不申。都而火之元嚴敷可相守候。七月二十二日。」公方樣薨御被遊候に付。町々表店之もの共へ。銘々相愼候ため。見世の戸を引寄。又は簾を下ケ候儀。兩樣之内前々之通可致旨。被仰渡有之候に付。「申合」。一。晝夜名主最寄申合。兩三人宛時々見廻り可申。一。夜分致中番候儀。町中場所見計。箱番屋差置。月行事火之番其外申合相詰可申。但箱番屋是迄無之町々。假に差支候向は。表店之内見世脇等借受。中番相勤候樣可致。小町に而家主兩三人にて人少之場所。月行事火之番替合も差支。中番難差置町々は。猶更時々見廻り入念可申。一。町々往還木戸暮六時限り〆切。潜戸紐付置。往來人送り拍子木打可申。一。諸商賣之儀追而御沙汰有之候迄。相愼可申。一。肴。青物。古着類。其外都而市場之儀。是又商賣御免之御沙汰有之迄相愼可申。一。自身番屋にて碁。將棊いたす間敷候。並酒給候儀は勿論。高聲にて噺致間敷。且町役人之外。寄合申間敷候。但家主は火事羽織股引にて相詰可申。一。晝夜月行事火之番は勿論。其外申合裏々迄時々見廻り可申。一路次暮時限り〆切可申。但晝之内は潜戸有之分は。潜より出這入いたし。潜戸無之分は立寄せ置可申。且通拔之路次は晝夜も一方〆切可申。一。往還へ集り物噪敷儀無之樣可致。一。表店之分銘々家前へ手桶差出可申。但家前水溜桶之儀は。兼而被仰渡之通り。彌入念水汲入可申。並裏々之儀も置場有之分は。水溜桶差出し置。都而水不減樣時々見廻り心付可申。一。家根上は天水桶水不絕樣。水汲入置可申。但し御出棺御道筋町々之儀は。御前日より屋根上天水桶取片付置候樣可致事。一。御用品下職致候ものも有之。其近邊之もの心得違等有之候ては不宜候に付。御用品取扱候もの有之候は丶。其所之町役人より町年寄衆へ御屆可申事。右之通館市右衛門殿へ伺之上。御達申候。御組合限り月行事持場所とも。急速行屆候樣。御取計可被成候。七月二十二日。」一話一言卷十三に貞享元年八月二十九日堀田筑前守昨夜四時死去。依鳴物昨日より三日遠慮。爲

レ伺ニ御機嫌一三家。甲府家。諸大名。諸番頭。諸物頭役登城云々。【大老の卒去】にも停止の例ありと見ゆ。「享保年中西丸御老中黒田豊前守殿卒去鳴物三日止。」一。享保十年巳八月七日尾張中納言殿御簾中逝去鳴物三日停止。」一。同年九月十一日西丸御簾中様御逝去に付。鳴物十一日迄停止。普請は三日より七日迄。御出棺十月十三日夜。」【禁裏炎上に付鳴物停止】の令延寶元癸丑年五月。一。去る九日禁中様。就炎上。町中鳴物。今日より三日之内。停止可仕旨。被仰付候間。其通町中可被相觸候以上。五月(正寶事錄大成令)。天明八壬申年二月七日禁裏炎上に付。鳴物停止。並總出仕之達。禁裏炎上に付。爲伺御機嫌明八日總出仕之事。一。病氣幼少隱居之面々者。月番之老中松平伊豆守宅へ使者可被差越事。一。在國。在邑之面々者飛札可被差越事。但在國。在邑之嫡子。隱居も右同斷。一。鳴物今日より明後九日迄三日停止之事。但普請は不苦候。右之通可被相觸候。」一二月(御書付部類分)。〇安政元甲寅年四月十一日達。禁裏炎上に付鳴物停止總出仕同上(御書付留)。」以上德川禁令考に記す所なり。猶武家諸法度を參看すべし。

ナルコ 鳴子。(カガシを見よ)

二之部

ニカイ 二階。家を二階に建つることは。仁德天皇の時高臺より民家を望み給ひし事ありと雖も。土地の高き所へ平家を建てしにやと思はる。支那建築法の傳はりし以來。寺などに二階門。又は五重の塔ありしならんも。人家に二階はなかりし者ならん。德川氏の頃諸侯の邸に。物見とて。塀よりも高く建てし家ありて。祭禮などの時。諸侯又は夫人などの之に登りて。道路を見下すことあり。是も階下を利用する目的には非ず。所謂【中二階】にて。階下は物置の類のみ。その他寺院。宮殿。倉庫など。古へは牀を高く作りて濕氣を防ぎたる建方多し。王朝の頃にも。人の住む目的にて建てたる建築に二階はなし。江戸にて二階造にしたる事を。嬉遊笑覽に慶長見聞集を引て云く。今の江戸の家造りを見れば。二階。三階の綴ぢ葺瓦葺にて云々。酉年云々。大傳馬町佐久間と申町人の表屋を三階に作り。二階。三階には黑塗にしたる櫛形窓を明ならべ候故。殊の外目に立申たる事に候とあり。後火災豫防の爲め。二階。三階を建てざる樣幕府より達せられ。又城内を見下す場所は許可を得ざれば。三階以上の高樓を建つる事を得ず。又明治以前は妓樓。茶屋。別莊などの外。住居には二階ありても。窓あるに止りて。欄干を設けて開豁にしたるはなし。明治以後。紳士の家にも二階ありて。開豁に建築するの風となれり。

ニカイダナ 二階棚。(ヅシダナを見よ)

ニギテ 和幣は。神に奉る品にて。白和幣。青和幣の二種なり。古事記(神代)に。於ニ下枝一取ニ垂白丹寸手青丹寸手一而とあり。記傳云。白丹寸手。書紀には白和幣とありて。和幣此云ニ尼枳底一と見ゆ。底は多閇の約りたる言にて。即爾岐多閇なり。爾岐は即和字。又熟字などを訓り。多閇は師說に。絹布の類を總云名なりとあり(此事冠辭考白多閇の條に見ゆ。又此次にも云へり。絹の切を佐伊氏と云ふは。裂多閇なり。又俗にいふ古手は古多閇なり。これらみな多閇をつゝめて氏といふ例ぞ)。されば幣字を書は。神に奉る方に付てのことにて。此物の本義には非ず。古語拾遺に。令下天日鷲神以ニ津咋見神一。穀木種殖之以作中白和幣上(是木綿也)。已上二物一夜蕃茂也とあり。二物とは麻と二つなり。又神武天皇の御代の事とも云る處に。穀木所レ生故謂ニ之結城郡一とあり。是下總國の郡名なり)。豐後風土記に。速見郡柚富郷。此郷之中栲樹多生。常取ニ栲皮一。以造ニ木綿一。因曰ニ柚富郷一。また寶基本記にも。謂下以ニ穀木一作白和幣上。名ニ號木綿一。かゝれば白爾岐氏は。木綿のこと。木綿は穀木皮を以て織れる布にて。古は普ねく用たりし物なり(此を布にすること。漢籍にも見えたり。和名抄に。穀。加知。木名也と云ひ。字鏡にも。穀。楮也。加知乃木とあり。さて布にせしことは。いと古のことにて。やゝ降りては。たゞ紙にのみして。布にすることは絕つと見えて。和名抄にも。穀紙は見えて。布のことは見えず。さて師はこの穀字やがて由布と訓れき。さも有べし。然るを古書どもには。由布にはたゞ木綿の字をのみ用たり。和名抄。祭祀具に。本草注に云。木棉折レ之多ニ白絲一者也。和名由布と見え。又木部に。杜仲。陶隱居本草注云。杜仲一名木緜。折レ之多ニ白絲一者也。和名波比末由美と見ゆ。此に依て思へば。古より由布に木綿字を用るは。杜仲の一名を取れるなり。されど其は穀を杜仲と思ひ誤れるにて。實に杜仲を用たるには非ず。然らば和名抄にて。祭祀具には穀を擧て。和名由布と記すべきことなるに。木綿と擧たるは。古より世にあまねく用る字を出せるのみにて。實に杜仲なりとするには非らず。故に同陶氏が說を引ながら。彼の處には杜仲の字をも。波比麻由美の名をも擧す。そは別に木部に出せり。そのかみ既に杜仲をば由布には用ざりしを知るべし。さて又杜仲の外に別に木綿と云ふ。大小二種あり。その小きは近代に弘れる紀和多

のことなり。大なるも共に實の中に白綿あるを採て。布にはするものなり。されば此らも又由布とはいたく異なり。字の同きを以て思ひ混ふべからず)。其は殊に白き物なる故に。白多閇とも(古歌などに白多閇と多くよめるも。もはら此布なり。白たへの麻衣。又白たへの藤などもあれど。そはたまさかのことなり)。白由布とも白爾岐弖とも云なり(又古書に栲機。栲衾。栲繩。栲領巾など多くある栲も。右に引る豐後風土記に依に同物也。故に萬葉に白栲ともかき。又萬の白き物に。栲衾角など枕詞にも云り。角は綱也と師は云れ。或人は栲つ布なりと云り。さて栲字は。栲を草書より誤りつと師はいはれつれど。栲字を書る例なければいかが。此は猶別に和字ならむ)。青丹寸手。書紀に青和幣と書り。古語拾遺に。令下長白羽神(伊勢國麻續祖。今俗衣服謂二之白羽一此緣也)。種麻以爲中青和幣上(古語爾伎氏)とあり(かく青和幣をば長白羽に。白和幣をば天日鷲にと。二神に分て云れども。末に神武天皇御代の事を云る處には。天日鷲命之孫。造二木綿及麻並織布一。仍令下天富命率二日鷲命之孫一。求二肥饒地一。遣二阿波國一。殖中穀麻種上。其裔今在二彼國一。當二大嘗之年一。貢二木綿麻布及種々物一。所三以郡名爲二麻殖一之緣也云々と云ひ。式に。阿波國麻殖郡忌部神社。或號二麻殖神一。或號二天日鷲神一とあれば。青和幣をも。共に日鷲命の掌て作りしと知られたり。されば以二津咋見神一云々と云る如く。麻をも以二長白羽神一。同じく天日鷲命の掌り作らせたるなるべし。さて麻を蕁と云は。緒の意にて。綵を云名なれば。本麻には限らず。されば。麻殖郡てふ名も麻のみならず。穀を殖たるにもわたれり。字に泥むべからず)。麻は木綿に比れば。稍青き故に。青和幣と云なり。さて書紀に下枝懸以二木綿一(全文上に引り)といひ。又(神代下卷)天日鷲神爲二作木綿者一など云るは。此紀など彼此と合て思ふに。白和幣のみにはあらで。必青和幣も具ふべければ。如此云ときは。穀と二種を凡ても木綿と云りと見ゆ(これ又二種共に。天日鷲神の作れる證ともすべし)。なほ又式などに。其の料物を擧たる所には。木綿と麻とを出せるに。其を用る所には。たゞ木綿のをのみ云て。麻のをば見えぬが多きも。二種を合て木綿と稱故なりけり(凡て榊に木綿を付など云るは。二種を合せての名也)。さて白和幣。青和幣。共に織たる布をも云ひ。萬葉に木綿疊手向などあるは。必織たる布ときこゆ。又未織はせで。たゞ綵にしたるまゝなるをも用たりと見ゆ。故古書に木綿をば作と云て(作と書て波具とよめり。剥なり)織とは云はず(もし布ならば倭文織などの如く。織とあるべきをなり)。又式などに。布若干端。木綿若干斤。麻若干斤と。布の外に擧げ。端などはなくて。斤とあるも。綵ながら用る證也(かゝれば木綿手次。木綿鬘なども。綵のまゝなるべし)。されば今賢木に垂たるも是なり(麻も常には未織ざるを云とも。又其布をも同じく麻衣など云る如く木綿も然なり。されば惣名の多閇も。織たる未織さる通はし云べきか)。又神に手向る奴佐(幣又幣帛など書)も。絹布をも云。未織ざる木綿麻をも云り(麻と書は種々の中の一ツに就てなり)。又後世に紙を用るは木綿の代なり)。荒タヘ及ヌサの條をも併せ見るべし。

ニクシヨク　肉食。鳥獸の肉は古より食ひたり。神代紀一書に。保食神の殺されて牛馬となること見え。月夜見尊が天照大神の勅を奉じて。豐葦原の中國へ降られし時。保食神は口より飯。魚。獸の類を出して百机に供へて饗應し(神代紀上卷)。大國主神が田を營る時には。牛の宍を田人に喰して之を勞ふ(古語拾遺)。人皇の御世には。弟猾が牛酒を設けて皇師を饗應したり(神武天皇紀戊午の年八月の條)。仁德天皇の三十八年には猪名縣の佐伯部。牡鹿の苞苴を獻り(仁德天皇紀)。雄畧天皇の二年吉野御狩の後には宍人部を貢る(雄畧天皇紀)。古事記安康天皇の段に。山代猪甘といふ人あり。記傳云。猪甘。甘は養なり。古は上下おしなべて。常に獸肉を食たりし故に。其料に猪をも養置事なり(中昔よりこなたには。獸肉を食ふこと無き故に。猪を養ふこともなくして。猪といへばたゞ野山に放れ居る猪のみにて。其は漢國にて野猪と云。崇峻紀には山猪とあり。人家に養る猪は豕にて。俗に夫多と云。彘と云も同物なり。豕を韋能古と云は。たゞ猪と云ことにて。鹿を加古と云ひ。馬を古麻と云と同じ。猪之子のよしには非ず。猪之子は豚字なり)赤猪上卷に見え。白猪中卷倭建命段に見え。偉能古。書紀武烈卷歌に見ゆ(此もたゞ猪なり猪子にはあらず)。さて猪を養たりしことは。續紀十一天平四年七月詔。和二買畿内百姓畜猪四十頭一。放二於山野一。令レ遂二性命一とあるにてもしるべし。日本紀天武天皇四年四月云々。莫レ食二牛馬犬猿鷄之宍一。以外不レ在二禁例一。若有二犯者一罪レ之。」これ牛馬は人の勞に代り。犬は夜を守り。鷄は時を報し。猿は人に近きを以てなるべしといへり。また續紀聖武天皇十三年二月戊午。詔曰。馬牛代レ人。勤勞養レ人因レ茲先有二明制一。不レ許二屠殺一。今聞國郡未レ能二禁止一。百姓猶有二屠殺一。宜下其有二犯者一不レ問二蔭贖一。先決二一百一。然後科中罪。」按するに先有二明制一とは。天武天皇の詔をいふなり。養老五年には「凡そ靈圖に膺り。宇内に君臨しては。仁動植に及び。恩毛羽に蒙れり。かるが故に。周禮の風は尤も仁愛を先にし。李釋の教は。深く殺生を禁ず。宜しく其の鷹司の鷹犬。大膳職の鸕鷀。諸國の鷄猪を悉く本處に放て其性を遂げしむべし云々」と。明に詔を下し(續日本紀)。天平四年には又畿内に詔して。百姓の畜

ひ置き猪四十頭を山へ放さしむ。【肉食の天罰】天平寶字六年九月十五日に、伊勢の度會郡の郡司。大神宮の前の黑木の御橋を造る時。誤つて川に墜ち。五十丁餘も流され。木の根に懸り。辛くも一命を助かりし事あり。これ前の月の晦日に。郡司が肉を喰ひし罰なり(大神宮諸雜事記)。夫の神祇令にも。散齋中は肉食を禁じ。犯す者は笞五十に處すとあるも。神靈が肉を厭はせ玉ふと云ふ。所謂殺生戒の一部を政事の上に實行したるなり。桓武天皇延曆八年。牧牛馬の帳簿を進るへき旨を命せられ。同十五年。百姓私の牛馬の印を定しめ給ふ。此等の官符。竝に厩牧令等。みなマキの條に收む。參見すべし。」書紀天智天皇卷に。猪槽見え。仁德卷に。猪甘津と云地名も見え(此地攝津國東生郡なり)。姓氏錄に。猪甘首と云姓も見えたり。扨猪甘と云物は。公の猪を飼職を仕奉る者なり(私に此を產業とするにはあらず)。山代のは彼國に猪を飼ひ置る牧など有て。其れに仕奉なるべし。」また【木村正辭の喫肉說】に。日本上古獸肉を以て。食料とせしとは論無し。神代紀に 月夜見尊に保(ウケ)食(モチ)神の 毛麁物(ケノアラモノ)。毛柔物(ケノニコモノ) を饗し。瓊々杵尊の御子火遠理命の毛麁物毛柔物を取しことを載す。是其證也。毛麁物毛柔物は諸獸類を云ふ古語なり。又大國主神の牛肉を以て。耕人に食はしめたると。古語拾遺に出て。神武天皇軍人を慰勞するに酒肉を以てし。猪名縣の佐伯部。仁德天皇に鹿を獻り。雄略天皇は獵場に於て肉を割かしめ。之を喫し。遂に肉人部を置て。以て厨人と爲す。又鹿の膾のことは。萬葉集卷十六の長歌に見え。元三の間鹿猪の肉を奉りしも。延喜內膳式に見ゆ。かゝれば上古は神にも。天皇にも。獸肉を獻りしと明かなり。然るに孝謙天皇天平寶字二年七月甲戌の勅に。比來皇太后寢膳不レ安。稍經二旬日一。朕思延レ年濟レ疾。無レ若二仁慈一。宜レ令下天下諸國始レ自二今日一。迄二今年十二月三十日一。禁中斷殺生上。又以二猪鹿之類一。永不レ得二進御一とあり。此は佛を信ずるの甚しきより。かゝる勅もありしなり。又中古よりはこれを穢として。神事には必ず忌み。又參內をも停めしなり。但神事に關からざる節は。漸後まで常に食したり。今其一二を擧ぐ。台記に云。久安二年三月二十五日。自二今日一女房及女御代今丸食レ鹿。厨事類記卷三に云。御產御膳生物鯛雉鹿猪或韮蒜盛レ之。甘露寺親長卿記。明應四年正月一日條に云。自二落髮一之後。斷二四足之物一。自二當年一斷二鳥類等一などあり。これ後世までも肉食したりしなり。此外貒狸獺等をも公卿の食料としたるをあり。嘉祿三年十二月十日明月記云。一日或者云。近代卿相家々。多成二長夜之飮一。各結レ黨群二集所々一。好而食二鶴鵠一。尋常山梁等。連日群飮之座。猶乏少之故歟。昔先考之命。兎靑侍之食物也。事宜人不レ食レ之。壯年之後。視聽可レ然宴飮之座。皆相交。今又聞二此事一。爲レ知二時儀之改一。雖二無益事一注レ之。又貒近代月卿雲客之食物云々。少年之時。自二越部莊一。持二來苞苴一。兎山鳥云々。是皆非常之食物。可レ賜二靑侍一由。先人所レ被レ命也。又經長左衞門佐等食レ狸云々。此文を玩味するに。中葉これらの物をば喫せざりしを。此頃に至て。肉食復盛に行れしと見えたり。又鶴鵠を食ふを咎めたるは奇といふべし。又兎は拾芥抄合食禁の部及食禁物の部に出したれば。中世專ら食物としたると。知るべし。蜷川親元日記に。寬正六年十二月朔日。出仕如レ常(中畧)。御被官。應戶但馬入道。狸進上。御返事。掃部申候といふことあり。又尺素往來に。巡役之朝飯。明日令レ可二勤仕一候。此間依二霖雨一。得候四足者猪鹿羚熊兎狸貒獺等といへり。これは現に食したるにはあられど。當時の人既に食するを徵すべし。又鷲尾中納言隆康卿二水記云。大永六年十二月二十日午前。竹園有二和漢御會一。是又百日之儀也。今日被二果遂一云々。晚喰於二萬里小路亭一有レ之。狸汁也と。其里俗の所レ謂狸汁の稱。亦近世のとにはあらざるなり。此他諸書の所レ載甚多し。枚擧に遑あらず。江談鈔卷二云。喫二鹿宍一當日不レ可二參內一事。又被レ命云。喫レ宍當日不レ可レ參二內裏一之由。見二年中行事障子一。而元三之間。供二御藥一御齒固鹿猪可レ盛レ之也。近代以レ雉盛レ之也。元三之間。臣下雖レ喫レ宍。不レ可レ忌歟。將主上一人雖二食給一。不レ可レ有レ忌歟云々。但愚思者昔人食レ鹿殊不二忌憚一歟。上古明王常膳用二鹿宍一。又稱人廣座大饗用二件物一。件物若起請以後有二此制一歟。件起請何時體不レ覺。又年中行事障子被二始立一之時。不レ知二何世一可二檢見一也。これに據るに肉を食へば。參內を停むるとは。年中行事の障子に始るなり。年中行事の障子は。仁和元年三月昭宣公の獻する所なりといふ。仁和元年は今を距る一千五百四十六年なり(洋々社談)といへり。さて【近藤芳樹の屠畜考】に云。今世牛馬を畜養する者。その馬牛の老羸斃るゝに至れるときは。生涯の勞を憐み。これを屠戶(和名抄には屠兒と見えて。屠二牛馬肉一販賣者とあり。これを業とする民なり)に與へずして。自ら山野に埋葬し。甚しきは僧を迎へて讀經回向せしむるに至る。これいかなる迷ひぞやと云ひ。牛馬を食せさるを駁せり。但し此習慣の來る一朝の事にあらず。聖武天皇の時の詔に。以後制二諸漁獵者一。莫下造二檻穽一。及施中機槍等之類上。亦四月朔以後。九月三十日以前。莫レ置レ梁。且莫レ食二牛馬犬猿雞之宍一。以外不レ在二禁例一。若有二犯者一。罪レ之とあり。この四月朔日以後。九月三十日以前とあるは。梁を置くの禁にて。牛馬の旬までにはかゝらぬ文勢のやうなり。依て一時の禁にはあらで。永く禁斷せられたるなるべし。且神武天皇紀の牛酒も。本居氏の考の如く。當時牛を食ひ

しにはあらで。全く漢文の飾りなるべし。古來牛馬は殊に屠りて食ひし事はなかりしならむ。玉勝間に。續紀に延暦十年九月。斷三伊勢。尾張。近江。美濃。若狹。越前。紀伊等國百姓。殺レ牛用祭二漢神一。と見えたる漢神は。いかなる神にか有けむ。書紀皇極天皇の元年にも。祝部ともの教へしによりて。牛馬を殺して社々の神を祭りて雨を祈りしこと見えたり。牛馬を殺して神を祭れるは。もろこしの俗にならへるなりと。谷川士清もいへりきといへり。かく牛馬を殺すを禁ぜられしは。代々の風なり。されは近藤氏の所論も。取捨して用ふべし。【富士の牧狩の影響】儒教の方では。大牢。小牢のをありて決して肉を忌まず。釋奠にも鹿の鹽漬の肉の羹を用ゐ(延喜大學寮式)。降つて鎌倉時代。富士の卷狩の影響あり。追々肉食ゆるやかと爲りて。神祇令に六色の禁忌はあるも。雞は此限にあらず」といふ説行はれ。續いて狸汁。むじな汁。川獺料理抔も流行れりと見え。大草家の秘書にも。其料理方が記しあり。思ふに斯る風にて。表面上肉は喰はす裏面にては盛んに食して。其習慣が德川氏の末に及べり。【近代の肉食】獸の皮を剝ぐを穢多と極つてより。一方には僧侶が猪は摩利支天のつかはしめ。鹿は春日などといひて。肉をば喰はず嫌ひにしたれども江戸時代には犬を盛んに食し。柳原土手には犬鍋屋軒を並べ。文政頃よりまた猪鹿を盛に喰ひ始めて。麴町の甲斐坂に獸店が有りし事は今に小唄抔にも殘れり。文久二年に本間游清が記しゝものゝ中にも。予が十歲許の頃は。猪。鹿の肉を食ふ人さのみ多からざりしが。二十より以來四十に及ぶ頃は。上下老若江戸人も田舍人も皆喰ふ事になりて。冬の日極寒の時などは。肉を煮て酒を賣る家所々に出來。出入る人群集せり。夫も初めは古へのさまなりしが。當卯年の冬は夜中に鍋燒の肉を賣り。諸方をありく事。風鈴蕎麥の如く。鍋にては喰ひ終るを待て持行に不便なりとて。鮑貝に煮汁をたゝへ。葱と肉の煮たるとを盛りてさし置て歸へり。明夜また來りて其貝を持歸るなり云々」とあり。維新前に牛を盛に喰ひたりとは聞かず。只だ和漢三才圖會の著者が。牛は稼穡の資なり。多く殺すべからず。といふ下に註して。日用の食とするは嚴法なれ共禁ずる能はず」と書きしを見れば。蓋し思牛に過ぐるものあらん。【丑の日の鰻】牛は畿內。山陰。山陽は昔著名の產地なり。四國。九州。隱岐。對馬を始め東山。東海。北陸。北海の諸道に至るまで凡そ牛の出來ぬ所はなく。神戸の市場のみにして日々三十三ケ國の牛を集散すと云ふ。然れども昔は牛を專ら農業に使用したる故。馬匹に富める關東は餘り牛少く。隨て之を喰うといふをは殆んどなかりしなり。坊間傳ふる處によれば昔は盛に牛を喰し。後に至り有益の動物ゆゑ喰うべからず。其代りに鰻を食ふ事と爲り。土用の丑の日に鰻を喰すべしと云ふも。彼の森羅亭萬象が隣の鰻屋を繁昌さす爲めの當意即妙にあらず。【牛の王】また牛の王と云は。頭が黃。軀白なり。是總てに於て効能あり。解剖的に効能を擧ぐれば。牛の角にては鰹を釣り。櫛が出來。皮にては太鼓を張り。阿膠を取るをなるが。現今は又た用途殖え。皮は兵士の背嚢となり。革は靴になり。雪駄の裏になり。骨は箸。簪。小刀の柄となり。植物液より。色素を除去する材料となり。其の骨粕は硫酸を加へて有効の肥料とす。血はまた蛋白質。纖維素及ブッターゾイレの調製に用ひられ。ロック又はドロップに使ふ。種々の菓子製エーテルの調製にも用ひらる。脂肪はマルガリー子ブッター及石鹼に製し。膀胱と腸とは氷囊其他のものに用ゐ。排泄物は更紗の形付に用ゐらる。これ等は屠牛が大に行はれてよりの研究に係れるもの多し。【ベルリ渡來と牛肉の流行】日本が今日の如く牛肉を喰うに至りしは。矢張り米艦渡來以後のことなり。其の後外國人横濱に來てより第一に缺乏を告げしは牛肉にして。內地にて買ひ度もこれなくして。餘儀なく米國又は支那より牛を輸入し。横濱と横須賀にて屠つて居留地丈の需用を充たしゝが。其頃亞米利加八十五番は大々的の牛肉販賣店として。日本中に其名を知られたり。【神戸牛】神戸牛と云ふ事は今は一の固有名詞となるも。外人渡來以後のことにして横濱の需用殖るに隨つて。海外の牛を運んでは間に合はぬより。慶應の初外國の商船が神戸にて三丹州の牛を三四十頭を買ひ入津したるに。其の味非常に好かりければ。外人中に西洋牛の食人無くなりしと云ふ位賞美され。神戸牛の評判俄に高く爲り。今日にては神戸牛を以て世界の牛肉の王とする程に至れり。【東京牛肉商の鼻祖】東京にては彦根の味噌漬の外に。牛肉は無かりしが。英國公使高輪東禪寺へきたりしより。日用の食物として市中に供給を求め。始め中川嘉兵衛と云ふもの牛肉の賣込方となる。此の者勉强家にして毎日横濱より牛肉を買ひ來りては。東禪寺へ納めしが。其の當時は公使の事を俗にメノシタと云ひ。總ての外國官吏をコンシユルと呼び。出入商人は只よき金箱の樣に思へり。夫れより築地の居留地にても盛に牛肉を用ゐ。本願寺の裏手へジョウジユと云ふ英吉利人が牛肉販賣店を開き。帳附コツク抔に四五十兩宛の月給を拂しが。斯く牛肉の需用增して日本人の當然得べき利益を。皆外人に占められんとの議論起りて。政府が築地牛馬商社を設けて。屠牛もすることゝなれり。【牛肉屋の開祖】築地牛馬商社の事に就いて。慶應二年の頃。荏原郡白金村に堀越藤吉といふ農家あり。前の中川嘉兵衛と懇意なりし

ニクシ

が。嘉兵衞が他商賣を始むるに就き。異人館の肉納人の缺くるを惜み。奮發して其の跡を引請けずやとの相談をうけ。藤吉喜んで之に應じ。依然中川といふ名義を以て牛肉を納めゐたり。然るに是の商賣のみにては行末餘り面白からず。從て牛肉鍋を賣見んとて。芝京橋の邊に貸家を尋ねしに。牛肉屋を始めると聞き。家主皆直ちに斷はれり。時たま家賃さへ高く出せばと。慾の深い家主あるも五人組承知せず。萬一そんな穢れた商人に家を貸すならば家主の家から先へ打毀すといふ勢にて。廣い下町に牛肉屋を開く貸家一軒もなし。とかくする内芝の露月町に一軒貸家があるを見て。之れを問ふに其の家主は大慾張婆にて。高い家賃を屹々と拂はゞ五人組何と言ふも構はず。直ぐ樣お貸申さうと云ふ挨拶ゆゑ。藤吉は早速これを借り牛鍋屋を始めしが。即ち後々永く牛肉屋の開祖と言はれる露月町の中川なり。之に次き京橋向ふの河合萬五郎(三河屋)。築地采女町の宮川清吉(角屋)。神田橋の野口兵次(桃林舍)起り。三河屋と角屋は鍋も賣り。桃林舍は肉の切賣のみ。此外に房州人の水町久兵衞。中川の養子の堀越清三郎(今の淡路町の中川の主人)と云ふ二人肉食勸誘の運動に頗る盡力したり。【屠牛所の失敗】築地牛馬商社の社長は由利公正。副社長田邊源助。後に吉野郡藏代て屠牛所の事務を擴張せんとせしも。其買入の鑑識を誤り。飼養して肥滿せしめて後屠らんとするも。意の如く肥滿せず。據なく活の儘拂下くると半額以上の損となり。勢牛肉の相場を引上げ。商人は今切角牛肉が賣れかけしに原價上げ。一斤二朱と四百の肉を五百とせば。忽ち需用減し。商社の肉は相手が橫柄な役人なれば買ひ惜く。別に私設の屠牛場を拵へんとせしも政府決して許可せず。乃河合萬五郎。堀越藤吉いろ〳〵苦心の末。外國人の力を借りて屠牛場を立る事に決定し。治外法權を楯とし。異人館で食牛を屠ると號し。ホテルの名義にて。荏原郡白金村の堀越の所有地へ大屠牛場を建設す。今日の白金屠牛場にして。市中の牛屋は悉くこゝに集り。政府が大資本を投じて拵へし牛馬商社の屠牛所へは。誰一人行く者無く。政府は外國人の名義で拵へし白金屠牛場を潰す事能はず。餘儀なく築地の屠牛所を拂下げたり。斯くして牛屋仲間にて一人も買ふものなく。さしも高大なる屠牛所立腐と爲れり。是に於て白金屠牛場へ出入る牛商人は間もなく政府の公認する所と爲り。之を官許牛肉商と唱へ。富士山なとも其一人にして。今に其の標牌へ官許の文字が殘れり。【濠洲の牛肉】其後木村莊平等。濠洲の牛肉を取寄せ賣れば。日本牛は大に蕃殖すると云ふを以て。氷漬の生肉を取寄す。濠洲牛は比較的に直段安く。郵船會社と特約し一艘の船へ七百頭の肉を積來れば割に合はぬ事なきも肉が不味より。東京。橫濱。神戸の三所で捌いても捌き惡く。據なく中止する事と爲れり。【戰時の肉食】二十七八年戰爭の時出征軍人には。肉食を要すとのことにて。陸海軍は切りに牛肉の鑵詰を徵收し。一時に何萬と云ふ注文故。大資本家も直に間に合はす。乃一萬乃至三萬位づゝに仕切つて入札に附し。東京市にて十數人の鑵詰製造者出來たれども。其の多くは素人にて鑵詰の何たる事を知らぬ者なれば。折角製造したる鑵詰を戰地へ持ち行けば。多くは腐敗して食ふに堪へず。さなきだに戰地は惡疫發生の虞あり。鑵詰檢査を始めて一々鑵を切り。不合格なるものには不認可の命令を下して。其鑵詰工場を封鎖したれども。某は其儘沈默しては一家倒産の不幸を來すを以て。表面に其工場を撤去し。密に機械も職工も他の場所へ移し。更に他の者の名義を以て鑵詰上納をしたりしが。忽ち見顯はされて。一層嚴く擯斥される事になりたれど。民間にては始終やりくりし政府へ賣り付けむとし。政府は一々切つてみる能はずして。漸々の事で一の檢査法を發明したり。【棕玉を以て鑵詰を檢査す】其方法は聽惑の極確な人間を撰拔し。之に長き團子串の尖へ棕玉を附けたるを持たせ。請負人が納める鑵詰の鑵を。コツ〳〵と叩いて試。中の肉腐敗しあるや否かは其音にて解せらる。其不合格の鑵詰をば。更に他の請負人の手へ廻して再試驗に持出す事にしたるが。檢査官は音を聞誤つて一旦ペケにしたる者も更に採用する事あり。戰場にては軍醫部。兵站部檢査官も請負人の狡猾手段を看破し。檢査の結果腐敗と認めし鑵詰へは。一々(廢)の字の刻印を打てり。是を以て鑵詰一箇の價大枚二厘となれり。是會社にては一時十萬以上の鑵詰積まれ。市中の商人を召び集めて入札捌にしたる。その高値が四十目入一鑵で大枚金二厘と。其理由を質問すると。入札人は。先づハンダ三文ばかり。鑵はカンテラ屋へ賣つて十二文。腐つた肉が肥料にして二文。その手數料が三文で。ギリギリ結着。〆て二厘にしか買へぬのだ」との答辯をなせり。【牛肉制度】維新以來の牛政年代記を一と括りとして目錄をあけんに。明治二年正月。驛遞司で牛馬牽鬻を免許し。諸道の宿村に命じて。牛馬商を懇切に待遇せしむ。三年三月。民部省改めて牛馬賣買營業鑑札を下附して。冥加稅の上納方を定む。四年正月。同省は和歌山藩內に牧牛場を開き。產牛蕃殖を俟つて。屠牛所を設くる稟申を聽許す。同年同月。開墾局は牧畜掛に命じ。洋種牛馬を奥州七戸地方へ牽かせて蕃殖を計る。四年六月。西伯利亞海岸に家畜傳染病蔓延せしにより。豫防法を布告し。鳥獸の革皮の輸入を禁す。同八月。屠肉の需用益々盛なるに隨ひ。公衆衞生を重んじ。屠牛場を人

家より懸隔したる場所へ設く。五年五月。水澤縣(南部)へ牧牛場を開設す。同年十月。下總諸牧場の開墾が漸く整理したるを以て。地積を區分し。村名を定む。同年同月。大藏省は試驗場を内藤新宿に設け。内藤賴直の邸。九萬六千六百坪餘を以て其用地とす。同年十一月。牛馬賣買規則を改正し。營業者に免許鑑札を換付す。六年八月。大藏省より農事講習の爲め。歐米へ派遣したる岩山壯太郎歸朝す。同年十一月。少壯なる牝牛の屠殺を禁じ。取締方法を設く。七年一月。内務省勸業寮は洋牛貸與を厲行す。同年同月。房州嶺岡の牧牛流行病に感染したるを以て。内務省は始めて開拓使御雇米人サムエルプラチンにその治療を依囑す。同年六月。勸業寮は米國人ヂー、ダブリュー、ジョンスに囑托して。米國の牧草即ち赤頭草アルフハルフハー、チモジー。瑞典蕪菁。燕麥。林間草の種子を購入す。同年十二月。牛馬賣買規則中に。鑑札の貸借を禁ずる條項を追加す。八年二月。内務省は米人ジョンスに三千弗を渡して米國より牝の犢を購入す。九月。大久保内務卿は勸業權頭河瀨秀治に命じて。下總の牧場を卜定せしめ。印旛郡十倉七榮の兩村にて千九百十一町三反四畝二十八歩の民有地を購收す。牧羊の事此より盛なり。二月。警視廳は諸獸屠則及び賣肉規則を創定し。賣肉者は必ず屠獸場にて殺したる獸肉を賣らしむ。同十月。内務省は洋種牛馬貸與規則を定む。十二月嶺岡牧場の事業を民業に移して。野馬三百五十七頭。牛八十六頭を拂下く。同月。勸農局より穀菜。牧草。用材等の種子七石一斗七升二合を府縣の人民に頒け。牛二十四頭を貸附たり。十三年一月。香取種畜場と下總牧羊場を併せて下總種畜場と改稱し。作業費より貸りし費用を通常經費より支辨する事にし。各區の名稱を改む。七月。勸農局は牛馬改良の爲め。睪丸斷截法を施行するの可なる旨を諭告す。十四年四月。農商務省を置き畜産事務を農務局の主管に屬せしむ。十二月。農商務省は雜種改良種の稱呼を一定す。即ち牛馬羊豚共内國種の牝に純粹洋種の牡を配して得し子を。和洋一回雜種と云ふ。一回雜種の牝に洋種の牡を配けて得たる子を二回雜種と云ふ。三回四回も此順序にて六回に至て始めて改良種となる。又牝牡共洋種の異りたる種類を配合したるものは。前と同じ方法にて洋種何回雜種と云ひ。種類の正確なる洋種の牝牡より出し子を單に洋種と云ひ。一回雜種の牝に内國種の牡を配し。或は二回雜種の牝に一回雜種の牡を配して得し子は退却雜種と云ひ。總て種牡の種類に重きを措く事とす。十五年一月。種牛貸與規則を改正す。二月車駕下總種畜場へ行幸あり。親しく種畜蕃殖の景況を叡覽あらせらる。七月下總種畜場の經濟を獨立法にし。十五年度より二十年度迄漸次に減額し。將來該場の收益金を以て維持する方法を設く。十七年七月千葉縣二十餘ヶ町村民へ貸付けし嶺岡牧場を返納せしめ。其動物を買上げ下總種畜場の附屬とし。之を嶺岡分牧と稱す。十八年一月。種牡牛馬取締法に關する項目を定めて府縣へ達す。六月。下總種畜場を皇宮附屬地に編入し。嶺岡分牧は農務局の直轄とし。嶺岡牧場と稱す。十九年四月。下總御料地内駒の頭區を借受けて。農務局所轄の種畜場として下總牧場と稱す。二十年四月千葉縣知事の稟申を容れ。嶺岡牧場地を貸下げ。動物器具を拂下く。二十一年三月。下總牧場は規模小にして好成績を得難きを以て。之を廢して地區を宮内省へ返還す。二十二年二月。種牛馬貸與規則を廢す。又東京府下にては同年七月五日警察令第二十五號を以て。賣肉取締規則を創定し。明治十年の賣肉規則を廢止す。規則の略に曰く。食用に供する牛。馬。羊。豕の肉は屠殺場の檢印あるものに非されは販賣を許さす。管外より送入せし屠肉も亦同し。野獸は狩獵捕獲のものに限り。獸肉を販賣する者は。族籍住所氏名並に賣肉の區別を記し。所轄警察署に上報し。其廢業。轉業。改名及び賣肉の種類を變換するときも。同く上報せしめ。馬肉を販賣するものは。他の獸肉を販賣するを得す。又他の獸肉を販賣する者は。馬肉を販賣することを得す。獸肉販賣者は店頭に看板を揭け。肉類配達人を使用するときは。標札を携帶せしめ。獸肉置場は空氣をして流通せしめ。獸肉は麻布若くは綿布等を覆ひ。之を運搬するには。清潔にして蓋ある容器を用ひ。腐敗せし獸肉を販賣し。或は諸獸の肉を混し。或は獸名を詐稱して販賣することを禁し。獸内置場及び使用器具等は常に之れを掃除せしめ。警察官は臨時獸肉を檢査し。若し不良と認るときは販賣を停止し。或は之れを投棄せしむ。而して附するに本則を犯す者は二日以上五日以下の拘留。或は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處するの制裁を以てす」とあり。猶屠獸場の條參觀すべし。

ニジ　二字を奉ると云事。又名簿(ミャウブ)といふ事。古今著聞集に。刑部丞義光か。六條修理大夫顯季に。二字を書て奉りし事あり。又十訓抄に民部卿文範が。餘慶僧正に二字を書て奉りし事あり。江談抄にも二字を奉るといふ事あり。二字とは我名乘の二字の事也。たとへは人と相論して。論にまけたる時に。其の人に歸服しゝたがふ時に。其のしるしに二字を書て奉る也。密嚴上人行狀記に云。六條判官源爲義二字擎二上人一狀云。

爲義(是二字なり)

保延五年己未六月十日　　正六位延尉源朝臣爲義

右の文本朝俚諺に引たり(貞丈雜記)。

ニシキ 錦は。織物中最も貴き品なり。和漢三才圖會云。錦以二五色絲一織二成文章一者。釋名云。作レ之用レ功重。其價如レ金。故字从二金帛一。似レ錦而薄者曰レ綺。本朝式。有二暈繝錦。高麗錦。軟錦。兩面錦等之名一。按有下名二蜀江錦一者上。厚而美不レ可レ言。其綱多雲龍也。今稀有レ之。韻府續編所謂日本麒麟錦金華炫レ目。則本朝錦亦精巧可レ知矣。其綱皆織二成金文一者名二金襴一也。織二彩絲一交レ金者名二金入一(唐織裏不レ美。倭織裏美)」和訓栞云。にしき錦をよめり。丹白黃の義也。日本紀に丹數に作る。孝德紀に。大伯仙錦。小伯仙錦。車形錦。菱形錦。天武紀に霞錦。文武紀に棄子錦。衣服令に雲錦。本朝式に暈繝錦。高麗錦。軟錦。兩面錦。刺車錦。小棄錦。一棄錦。二棄錦。五棄錦。屋形錦等見えたり。」また工藝志料に。錦は絲を青。黃。赤。紫等の諸色に染て以て華章を織成し。而して甚厚き者なり。○雄略天皇七年。天皇盛に織業を興さんと欲す。時に西漢才伎歡因知利といふ者あり。奏して曰く。織工の巧なる臣よりも勝れたる者。多く韓國(三韓をいふ。今の朝鮮の地方なり)に在り。召したまふべし。歡因知利は韓國の人にして。織工を以て天皇に奉仕する者なり(歡因知利は百濟國の人なるべし)。天皇因て吉備上道臣弟君等を遣して之を召さしむ。歡因知利を以て其の副使と爲す。是の歲。歡因知利百濟の織工定安那を將て還る。而して吉備上道臣弟君は遂に百濟に卒す。天皇乃詔して定安那を河內國の桃原の地に居らしめ。以て錦を織らしむ(後世上古の錦を稱して河內錦といふも。恐らくは此の謂ならん)。桃原の地は錦部郡錦部鄕の地なり。本邦に於て。韓樣の錦を織ると此に始る。是れを韓錦といふ。以て綺に別つ。定安那は則ち錦部連の祖なり。錦部氏は後世に至るまで。業を以て世襲す。○大化元年。是歲孝德天皇即位す。當時織工のこと大に進歩す。雄略天皇業を勸めてより。是に至て百八十三年を經たり。其の織出す所の錦。頗る精巧を極め。花章も亦甚精密なり。所謂る大伯仙錦。小仙伯錦。車形錦。菱形錦。麒麟錦等の數種。皆其間に成る。支那人稱して神錦といふに至る。天皇大に政體を改革し。織部司を置くに及んて。始て錦を蟄殿の下に織る(錦部連の督する所の河內の工人を召しならん)。○天武天皇十年新羅の使者。沙喙。一吉。湌金。忠平等來て。霞錦を獻す。霞錦は即暈繝錦なり。既にして本邦に於て暈繝錦を織出す(暈繝錦は多く諸物の緣に用ひる者なり)。○大寶元年。文武天皇令を制し。織部司の管する所の織工の戶額を定め。錦及綾を製するの戶を百十戶と爲す(錦と綾と其の用ひる所の多少を以てこれを考ふるに。當時錦を織る戶は。此の內十戶ばかりにもやあらん。多くとも二十戶には過ぎざるべし。而して其の定むる所の工人は。河內の錦部鄕の工人ならん)。○慶雲元年。天皇工人に命じて。棄子錦を織らしめ。以て伊勢大神宮の幣物と爲す(棄子錦の史冊に載する所此を以て始と爲す)。○和銅四年。元明天皇詔して。織部司の挑文師を伊勢。尾張。參河。駿河。伊豆。近江。越前。丹波。但馬。因幡。伯耆。出雲 播磨。備前。備中。備後。安藝。紀伊。阿波。伊豫。讃岐の二十一國に分遣して。錦を織ることを教授せしむ(伊勢。尾張等の二十一國は。當時好き絲を製し出す國なり)。是に於て錦を織るの法。始めて諸國に傳播す。○同五年。伊勢。尾張等の二十一國に令して 錦を織て上らしむ。去歲分遣せし所の挑文師の教育の功を試るならん。○同六年。大和國に鞍作磨心といふ者あり(磨心時に正七位上なり)。善工異才にして。獨り衆に超え 能く錦を織成す。實に絕妙と稱す。天皇詔して。磨心が子孫をば雜戶を免ぜしめ。姓を柏原村主と賜ふ。○延曆十三年。桓武天皇都を山城の平安城(今の西京なり)に遷し。織部司を皇城の艮位に建て(東大宮の東土御門大路の北なり。東西四十丈南北二十丈)。織手町を置て。錦を織らしむ。○同二十一年。是より先諸國の織工の製する所の錦。漸麁惡に流る。是に至て勅して其の麁惡を禁じ。務めて精好ならしむ。○延喜五年。制して伊勢。尾張。越前。丹波。丹後。播磨。安藝。紀伊。阿波。讃岐。伊豫の十一國は其の製する所の錦を以て。定て調貢と爲しむ (是より先。錦を以て調貢と爲すの制あり。而れども史冊傳はらざるを以て 其の何の國なるを詳かにせず)。其の錦は皆兩面錦なり。元明天皇和銅四年。挑文師を諸國に分遣して。錦を織ることを教授せしめてより以來。此に至て幾二百年なり。工業の進歩せしこと以て見るべし(是より後も挑文師を諸國へ分遣することあり)。○承平。天慶の亂を經て。諸國錦を製するの業漸く衰へ。其調貢は遂に他物を以て代ふるに至る。以來織部司も亦錦を製すること甚尠し(是より先き支那の商人錦を本邦に輸すこと久し。是に至て益多し。朝廷及び搢紳貿易して用途に充つ。故に支那の商人の齎ち來る者を唐錦といひ。從前の韓錦を大和錦と云)。○正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召聚す。錦を織る工人は教願。廣繼。宗淸兩面錦を織る。工人は宗延なり竝に京師の工人にして。當時の妙手と稱す。是より後遂に錦を織るの業を廢す(業を廢するの歲月詳ならず。但し朝廷に於て伊勢大神宮及諸神にこれを供ずることあれば。故事に從て織工に命じて。時にこれを製せしむることあり。其の他用ひるべきことあれば。多く支那の錦を用ひる)。

〇天正年間。支那の織工和泉の堺に來て。明樣の錦を織るの巧を傳ふ。堺の織工乃其の傳を受け能く之れを織る。本邦に於て明樣の錦を織ることこゝに始る。時に工人あり。京師の西陣の地に機舍を設け亦た錦を織る。堺の巧を傳ふるならん。而して後西陣に製する所の錦。漸く精好に至り。遂に堺の上に出づ(堺の織工は遂に錦を織ることを廢す)。既にして西陣の織工絲錦を製す(別に是れ一種のものなり)。從來大和錦と稱する者は韓錦なり。當時從來の大和錦を製する者は。京師の櫟某のみ。其の他これを傳へす)。又西陣の織工俵屋某。蜀江錦に倣て一種の錦を織出す。是を唐織錦といふ(伶人の裝束。猿樂の衣裳。婦人の臥具に用ひる者なり)。甚美なり。又西陣の織工毛宇留を製す。毛宇留は織法を南蠻に取る者なり。其の金線を用て織るを金毛宇留といひ。銀線を用て織るを銀毛宇留といひ。金銀線を用ひざる者を風通毛宇留といふ(享保の頃に至ては支那の商人。錦を本邦に輸さず。商賈因て西陣に製する所の錦を以て。支那錦と爲し。以て鬻ぐ。而して其の佳なること支那錦の上に出づ)。〇文政年間(但初年なり)。上野の桐生の織工。始めて絲錦を織出す。京師の法を傳ふるなり。〇天保年間。桐生の人石田九野といふ者あり。殊に花章を製するの法を發明し。以て機上に施す。工人乃絲錦を織り。織絲を以て花文を成す。是を與利伊止織といひ。又阿都伊多織といふ。織業大に進歩し。十數年を經て其の織出す所の數。昔日に幾倍す。京師より出す所の者。是が爲めに減ず。〇安政五年。幕府許して。海外諸國の貿易場を武藏の横濱に開く。海外の商人因て木綿絲を齎ち來る。桐生の織工これを與利伊止織の緯と爲す。而して習熟すること一兩年を經て。木綿絲を以て製するも。宛も蠶絲を以て織れるが如く。一目して辨し難きに至る。錦及絲錦等を織るの巧は。西陣及桐生の工人業を傳へて今に至る」と見えたり。また和訓栞に。錦きて家に歸るとよめるは。朱買臣が故事なり。よるの錦も同し。源氏に錦をくらうしとも見えたり。ひろの錦とよめるは。唐書に衣レ錦晝遊と見ゆ。」錦に文字を織は。晉の竇滔が妻。錦を織て。爲二廻文詩一。以寄レ滔の故事也」といへり。是は因みに記しいでつ。【綴錦(ツヅレニシキ)】(一名天竺織)は十五世紀のころ。白耳義の染業者ジヤン、ゴベーレン Gobelins の工夫せしものにて。かの高臺寺に傳ふる豐太閤の陣羽織(絲織ゴブラン)。又寬永中角倉與一の商船によりて傳へられたる祇園會鶏鉾の見送り(毛織ゴブラン)の如きは。舶來のものにて貴重せられしが。安永のころよりこれら舶來品によりて織りいだすものいできたれり。天明のころより堂上方門跡方家來の内職にて營み。この職業を專になしたるものなし。江戸においては將軍家の大奥などにて賞翫せられしかば。この道に長じたるものもいでしが。文化の末紋屋次郎兵衞が占手山の胴卷に日本三景を織りいだし。又菊水鉾の水引を織りいだしたるが如きは。綴錦の大作としてもてはやされき。つゞいて生駒兵部(阿波公方足利家の家來)。長尾某(仁和寺宮坊官)。天野房義(西本願寺の家來)などの名人いづ。ことに天野房義の門より彌助其妻もん竝に山科屋清助の三人をいだし。一時この業大に振ふ。淸助は弘化のころ四天王寺の門番となり。樓門においてこの織方を縱覽せしめつゝ販賣せしといふ。房義の手製にて有名なるは西本願寺の兆殿司筆五帝の圖。竝に松尾神社。稻荷神社御輿の胴卷に神號(貫名菘の筆)を織りいだしたるものにて。この道の模範ともなれり。またこれよりさき彦根の人小川儀兵衞。竝に其子小川喜三郎京師にきたりてこの法を習ひ。弟子彌兵衞に傳ふ。彌兵衞頗る名工にして。長尾天野のあとをつげりとぞ。されども維新前は其製品大むね煙草入。紙入。袈裟。折敷の類に過ぎざりき。維新後川島甚兵衞綴錦を海外へ輸出して。我邦織物の美術をしらしむるの企ありき。さればはやくも御室の坊官にて。綴錦を内職にせし熟練のものを集めて種々研究せしが。到底これまでの古法にては不完全にして。歐洲人に誇るに足らざることを看破せしかば。明治十九年自ら渡航して歐洲各國の機業地を視察し。ことに佛國巴里官立ゴブラン製造所に入り。實地に就いてゴブラン製造の模樣を研究し。頗るさとる所ありしとぞ。明くる二十年歸朝せし以來專らゴブランの研究に從事し。同しき二十二年佛國巴里萬國博覽會へ帳地五枚を出品して。日本一種のゴブランなることを世界に向ひ紹介せられき。この帳地は金牌の賞を受けしが。やがて里昂商業會議所の買收する所となれり。其後同じき二十三年内國勸業博覽會へ犬追物圖帳地(竪七尺横十二尺)の大作を出品して人目を驚かしゝが。これより葵祭圖帳地(竪十一尺横二十四尺)。日光圖帳地(竪十二尺横二十二尺)。麟鳳掛物(巾五尺三寸長十六尺)。富士卷狩圖帳地(竪十尺横二十尺)の如き大作いできたれり。ことに感すべきは其彩色染料の如き。今は殆ど四千二百種を用ゐるといふ。いかに川島甚兵衞がこの道の爲に苦心せるかをしるべし。川島甚兵衞の工場の外には京師の市中にて三井吳服店。飯田新七等の品を織るものありといへども。規模小にして精巧ならず。三井吳服店は近年綴錦の織工を集めて。大に事業を擴張するの企ありといふ(横井時冬日本工業史に依る)。

ニシキヱ　錦繪。(エを見よ)

ニジフイチダイシフ　二十一代集は。勅撰の和歌集二十一種を云。

即ち古今。後撰。拾遺(以上稱二三代集一)。後拾遺。金葉。詞華。千載。新古今(以上稱二八代集一)。新勅撰。續後撰。續古今。續拾遺。新後撰。玉葉。續千載。續後拾遺。風雅集。新千載。新拾遺。新後拾遺。新續古今(自二新勅撰一以下稱二十三代集一)をいふ。なほウタの部を見よ。

ニジフゴボサツ 二十五菩薩。阿彌陀如來の極樂淨土の大菩薩にして。觀世音菩薩。大勢至菩薩。藥王菩薩。藥上菩薩。普賢菩薩。法自在菩薩。師子吼菩薩。陀羅尼菩薩。虛空藏菩薩。德藏菩薩。寶藏菩薩。金藏菩薩。金剛藏菩薩。光明王菩薩。山海惠菩薩。嚴王菩薩。珠寶王菩薩。月光王菩薩。日照王菩薩。三昧王菩薩。定自在王菩薩。大自在王菩薩。白象王菩薩。大威德菩薩。無邊身菩薩の二十五衆これなり。

ニジフニシヤ 二十二社とは。伊勢。石淸水(山城下同)。賀茂(上下)。松尾。平野。稻荷。春日(大和)。大原野(山城)。大神(大和下同)。石上。大和。廣瀨。龍田。住吉(攝津)。日吉(近江)。梅宮(山城)。吉田(同)。廣田(攝津)。祇園(山城)。北野(同)。丹生(大和)。貴布禰(山城)とす。

ニシム 青魚。俗に鰊又は鯡と書す。本名かどなり。桃洞遺筆に云く。朝鮮にてはカドを靑魚といふ。故に。東醫寶鑑に。靑魚を載て。頌の說を引き。其の下に。非二我國之靑魚一也といへり。カドは常陸國誌に。河海交處多く出といひ。採藥使記に。此魚あつまる所。沫を吹て水面に浮む。雪の降たるが如し。網を以て是を捕ると。松井玄蕃いへり。本草啓蒙に云。カドは。一名ニシン。高麗イワシ(筑前)。ゼガイ(朝鮮)。房。總。常。奥。羽州。殊に南部。津輕。蝦夷に多し。九。十月より春二。三月に至るまで採る。春採る者を良とす。冬採る者は油なし。大なる者は一二尺。形鰮魚に似て扁く。又靑花魚に似て眼大にして赤く。夜光あり。鱗薄く軟かにして落易し。捕れば速に自ら脫す。色靑して光あり。肉は脆く美にして紅色を帶ぶ。細刺多くして鰮魚のごとし。炙り食して味鰮魚に勝れり。或は鮓と爲し或は糟藏とす。南部方言に。カドの背肉のみ乾したるをニシンと云。全く開て乾したるをハニシと云。味美なり。津輕にては生なる者をニシンと云ふ。冬ニシン。春ニシンの名あり。脊肉のみ乾したるを。磨ニシンと云。全く乾たる者は京都に來らず。脊肉の乾したる者は多く來る。賤民の食とし。又猫の食とす。其子をカズノ子と云。一胞細卵數なし。風乾して四方に出す(新きもの黃白色上品とし。陳きもの紅黑紫色下品とす)。用ひて歲首及び嫁娶の祝具とす。子孫繁榮の義にとる。又カドノコの轉語也とも云ふ。數胞を合て。形を正方にこしらへたるをヨセと云ひ。又ヨセカズノコと云。形扁長にこしらへたるをノシカヅノコと云ふ(又生子を鹽藏にしたるをツケコ又ツケカズノコといふ)。呂氏春秋に。魚之美者。東海之鮞と云は。カズノコなるべしとあり。鰊鮞と書てカズノコとし。鰊或は鯟の字をカドに用ゆ鮞の字は字書にみえず。鰊は集韻に音東似レ鯉。鯟は音煉似レ鱺とありて。ともに詳かならず。何の書によりて。カドに充るや知べからず(直按に。新井白石の蝦夷志の注に。加登俗用二鰊字一。所レ出未レ詳といへり。採藥使記にはカド和俗鰊の字を用ゆ。東海に出るを以てなるべしと。後藤梨春いへり」と。近時ニシンを肥料に供するの道大に開け。茶。桑其他果園に特效肥料として賞用せらるゝが故に。其の價は運輸交通の便と共に。騰貴の傾を有せり。猶カドノコを參看すべし。

ニシメ 煮染は。燒豆腐。蒟蒻。麸。椎茸などの類を。旨く煮しめ。玉子燒などそへて。飯の菜になすなり。東京にて萬久の煮染。宇治の里の煮染など。味よろし。煮染の名。庭訓往來に見ゆ。古へは煮豆を煮染といひたり。嬉遊笑覽云。煮しめたる豆を坐禪豆といふも。坐禪納豆より出でふるき名なり。きのふはけふの物語。長老さまへ與六太夫殿のおかた。御見まひに。ざぜん豆を持て。御こし有り云々。犬子集(三)。「抱て寢れと衾の下へ引入て。貞德」といふ句に。「坐禪の僧がくふかしき豆」。望一千句。「坐禪の床に有かひもなき」。「茶鹽にもならさる豆のこまかにて」。後の菓子ともには。坐禪豆といはず。今專ら坐禪豆と稱るは。むかしに歸りし也。一代女(五)。さかなも生貝。やき玉子は有ながら。にしめ大豆。山椒の皮など。はさむは色町を見たやうに思はれ。(六)。堀江燒の鉢に。飛魚の干物。蓋茶碗ににしめ豆絕ず。調味抄に。黑豆丹州笹山よし。抑て汁煮染などいへり(正月殊さらにこれを設て。正式のやうなれど。昔酒の肴に絕えず用ひたる遺風なり云々)」と見えたり。

ニズリ 丹揩。(スリコロモを見よ)

ニタイ 二諦とは。眞諦。俗諦の二義を教ふる佛語なり。彼の淨土眞宗に於て唯信心を以て正因とするを眞諦とし。其上は世見通途の義に從ふを俗諦といふ。こゝを以て聖道門に於ても眞如の一道を窮むるを眞諦とし。有形の俗見を諦にするを俗諦といふなり。

ニツクワウザム 日光山は。下野國にあり。輪王寺の名刹。德川氏靈廟の輪奐壯麗なると。天然の風光に富めるとを以て知られ。登山のもの常に絕えず。近年に至りて外客の暑をこゝに避くるものまた多し。【日光山沿革】日光山の開山勝道上人が大谷川を涉り。初めて當山內に到り。四本龍寺を創建せしは。天平神護

二年三月のとなりき。爾後二荒の山頂を究めむと欲して果さず。山中に苦行すること十數年。延曆元年三月。遂に山頂に達することを得。同三年四月。二荒の山腹湖北の地に寺を創して中禪寺と稱し。又堂の側に一祠を設け。中禪寺大權現と稱す。同八年四月。勅使を當寺に下して勝道の德行を賞し。特に勅願所と爲して封戶若干を賜ふ。同九年四本龍寺の側に一社を創設す。本宮大權現これなり。弘仁元年山徒叡願の命を蒙りて靈驗あり。勅賞して滿願寺の號を下し。又法田若干を賜ふ。是れより滿願寺を以て當山の惣號とす。同七年男體山三社大權現を創建す。八年勝道上人遷化す。徒弟教旻後を繼ぐ。勅して大僧都に補し。後又日光山の座主とす。爾來代々の山主。座主宣下を賜ふ。同十一年七月。空海上人（弘法大師）登山して瀧尾山を開き。女體中宮を勸請して瀧尾山大權現と祟む。尋て二荒の地名を改て日光と稱す。嘉祥元年圓仁和尙（慈覺大師）勅を奉じて日光山に來り。三佛堂並に常行法華の二堂を創建し。比叡山と同じく鎭護國家の道場となす。衆徒三十六ケ坊の開基あり。是れより四本龍寺を以て本院と爲し。通計三十七ケ寺。其總號を一乘實相院と稱す。同三年佛岩山（恒例山とも云）常行堂の近傍に。神殿を新造して寺中鎭護の本社とし。之れを新宮大權現と云ひ。或は滿願大權現と稱し。又日光大權現と唱ふ。是れより四本龍寺の舊社を。太郞山大權現の社とし。改めて本宮大權現と稱し。瀧尾の女體中宮を加へて。日光三社大權現と稱す。貞觀二年初て當山神社に神職を置く。安元二年三月十六世の座主聖宣法印寂し。後任者の爭に依りて兵力を用ゐるに至り。多く社堂寺院を燒き。爾來漸々荒廢に就くと云ふ。延應二年座主辨覺新に本院を建つ。特に勅して光明院の稱號を賜ふ。當時一本坊三十六支坊。即ち左の如し。

光明院（一山の本院）

座禪院	三融坊	淨月坊	顯釋坊	遊城坊	淨土院	櫻本坊
教城坊	藤本坊	法門坊	光樹坊	佛眼坊	禪月坊	禪南坊
座寶坊	戒乘坊	觀日坊	惣持坊	十乘坊	道樹坊	善寂坊
妙法坊	寶藏坊	十地坊	普門坊	隨仙坊	大聖坊	實道坊
道義坊	圓實坊	惠乘坊	實相坊	日乘坊	城華坊	安樂坊

禪智坊（以上支坊）

已上孰れも大坊にして。各々領地を有し。其の最も盛なる頃は。各坊又附屬の小坊若干を有して。大小通計するに三百坊舍の多きをありしと云。惣山領地は下野國九郡の內。都賀。寒川。河內に於て七十一鄕。其高凡十八萬石にて。桓武。平城。仁明。文德。後鳥羽五朝の御寄附。及び源賴朝。或は宇都宮重綱。忠綱等の寄進に係る。延慶元年大僧正仁澄第二十八世の座主職に任ず。大僧正は惟康親王の長子。皇族座主の初なり。第三十七世の座主大僧正慈玄。光明院の住職を辭してより座主暫く廢絕し。爾來座禪院の住職。代々御留守居權別當と稱して山務を掌る。慶長十八年。天海大僧正（慈眼大師）日光山の貫首に任じ。光明院の住職を復興す。元和三年天海。勅を奉じて源家康公の遺骸を。久能山より當山內に遷し。東照大權現と祟む。前年秋幕府の委囑に依り。天海僧正萬般を指揮して。神廟を佛岩山に造營す。この時に特に一院を設立して大樂院と名け。即ち東照宮の別當として。專ら同社の祭司たらしむ。大僧正又舊衆徒の寺跡を再興し。元和六年に至て大坊十五ケ寺となる。且つ漸次に已前の小坊を復興し。之を一坊と稱して終に八十ケ坊を存するに至れり。同二十年天海大僧正遷化し。公海大僧正其跡を繼ぐ。正保二年十一月東照廟に勅して宮號を賜ひ。翌年より每歲殊に奉幣使を遣はさる。德川三代將軍家光公薨ずるや。山內字大黑山に埋葬し。勅して大猷院と稱す。此時龍光院を創建し。之を大猷院の別當所と爲し。廟務に專任す。此年領地加增總高壹萬參千石餘となる。此內譯左の如し。

合高八拾七石　（今の二荒山に屬する諸神社六ケ所の料六筆合計高）
合高五千百六拾六石餘　（東照宮諸料三十一筆合計高）
合高貳千參百五拾石餘　（大猷廟諸料十七筆合計高）
合高六千壹石餘　（本坊學頭衆徒等諸寺院料八筆合計高）

承應三年。公海大僧正寺務を辭す。一品守澄法親王其後を繼き。爾來日光山門主として。東叡山寬永寺を兼董し。且つ天台一宗を管領せらる。親王は後水尾天皇第三皇子今宮御方なり。此年特に詔して日光門室を改め。號を輪王寺宮と賜ふ。爾後歷代左の如し。

五十五世　守澄法親王　（後水尾天皇第三皇子承應三年御受職延寶八年五月十六日薨勅して本照院宮と諡）
五十六世　天眞法親王　（後西院帝第五皇子延寶八年御受職元祿二年三月一日薨解脫院宮と諡）
五十七世　公辨法親王　（後西院帝第六皇子元祿三年御受職享保元年四月十七日薨大明院宮と諡）
五十八世　公寬法親王　（東山帝第三皇子正德五年御受職元文三年三月十五日薨崇保院宮と諡）
五十九世　公遵法親王　（中御門帝第二皇子元文三年御受職寶曆二年八月御退隱號を隨自意院宮と賜ふ）
六十世　公啓法親王　（中御門帝御養子實は閑院宮直仁親王御子寶曆二年御受職安永元年七月十三日薨最上乘院宮と諡）

六十一世　公遵法親王　安永元年九月二十七日御再住天明八年三月二十五日薨隨宜樂院宮と諡

六十二世　公延法親王　桃園帝御養子實は閑院宮典仁親王御子安永九年御受職享和三年五月二十七日薨安樂心院宮と諡

六十三世　公澄法親王　桃園帝御養子實は伏見宮邦賴親王御子寛政三年御受職文政十一年八月七日薨觀喜心院宮と諡

六十四世　舜仁法親王　光格帝御養子實は有栖川宮龍淵親王御子文化六年御受職天保十四年九月二十六日薨自在心院宮と諡

六十五世　公紹法親王　光格帝御養子實は有栖川宮韶仁親王御子天保十四年御受職弘化三年十月十九日薨尊賢行院宮と諡

六十六世　慈性法親王　光格帝御養子實は有栖川宮韶仁親王御子弘化三年御受職慶應三年十二月七日薨大樂王院宮と諡

六十七世　公現法親王　仁孝帝御養子實は伏見宮禪樂親王御子慶應三年御受職明治二年十月四日伏見宮へ御復歸後北白川宮御相續

當時山內寺院は左の如し。

本坊　輪王寺(法親王御住職)學頭　修學院(權僧正より大僧正迄に昇進す)

衆徒　養源院　慧乘院　華藏院　法門院　護光院　藤本院
　　　醫王院　禪智院　教城院　櫻本院　南照院　安居院
　　　日增院　遊城院　唯心院　淨土院　觀音院　實教院
　　　光樹院　照尊院

東照宮別當大樂院　大猷廟別當龍光院　釋迦堂別當妙道院　慈眼堂別當無量院

新宮上人安養院　一坊　八拾箇坊　承仕　三箇坊　合計百拾箇寺

慶應四年戊辰の役あり。四月舊幕旗下の士追々江戶を脫し。當山內に集まるもの三千餘人に及ぶ。二十九日官軍之を擊退せむが爲。字十文字(日光今市の中間)に於て接戰す。此時山僧等衆議して來集の士に說くに。當山に據り官軍に抗するは。神廟の爲甚だ利ならさる旨を以てし。且つ一山總代櫻本院道純。安居院慈立を十文字に遣はして。官軍の先鋒谷守部氏に懇談す。因て官軍は今市の本營に引揚げ。脫兵は卒に奧州に向ひて退散す。明治元年十月當門主公現法親王。勅詔に因り御生家伏見宮御方へ御復歸。爾後。朝命を以て三門室(粟田。大佛。梨本)に於て天台一宗を管轄す。是れより日光の山務は。三門室の命を受けて。輪門室監守の院家之を闘す。是より先新に日光縣を置かれ。總山領は渾て該知縣事の支配に歸す。同二年十一月。輪王寺の稱號竝に日光。東叡の本山號を廢止せらる。玆に於て三門室より改て當山に學頭代の職を置き。山務を擔任せしむ。明治四年一月八日。日光縣より神佛分離社寺廢立のことを達せらる。玆に至て新宮を二荒山神社(國幣中社)と改稱して。本宮瀧尾中禪寺及び連峰祭祀の諸社悉く之に屬し。東照廟も權現號を廢し。單に東照宮(別格官幣社)と唱へて。倶に舊社家の司掌する所と爲り。廣く山中に散在せる數十の佛堂は。皆滿願寺に屬し。學頭(壹箇院)。衆徒(二十箇院)。一坊(八十箇坊)。承仕(三箇坊)渾て舊本坊に合併し。各院各坊の稱號を廢し。其寺地は奉還して。百拾ヶ寺ありしもの。僅に滿願寺の一寺となる。同年五月十三日。滿願寺自火燒失。同七年秋滿願寺再建成就す。同九年六月聖上東北巡幸の際。滿願寺を以て行在所とせられ。兩日三夜御駐蹕。宮內省より金三百圓を賜はり。八月に至て更に御手許金三千圓を賜はる。同十二年四月願の通護光院再興聞屆られ。明治十六年十月本坊輪王寺舊號復稱の儀願の通聞屆られ。本坊の滿願寺を以て其儘輪王寺と稱し。滿願寺住職を以て其儘輪王寺住職とし。且つ滿願寺の號も。千古の名稱なれは。當山寺院の總號として存し置くことゝなれり。十八年十二月伺の通り門跡號の公稱を許可せらる。

ニツクワウヌリ　日光塗は。慶長年間より。製し始めし漆器なり。工藝志料に。日光塗は。下野の都賀郡日光山下に於て製する所のものなり。而して其始詳ならず。其の鉢石に於て製する所の者は傳へて云ふ。慶長年間德川家康其の地の工人に命じて。作らしむる所なりと。其製粗なりと雖ども。質甚堅し。元祿年間鉢石の漆工の業盛にして。椀。折敷。盆。木鉢等を製出すること多し。工人業を傳へて今に至る」と見えたることく。該地の一產物なり。

ニツシヨク　日蝕。和漢とも。古昔に在ては太陽を以て。人君の象となせしか故に。日蝕を以て天變の一とし。日蝕ある時は。以て上天より人君を警戒するの徵となせしなり。春秋以下歷世の史上には。必らす日蝕を特書し。以て當時の不祥を傳へたるか如し。後世星學の精微に造詣せるを以て。之を以て天異災變とはなさゞるに至れり。今日蝕の生する所以の理を概說するに。日蝕は地球と太陰と太陽との位置の關係より生する者なり。【月蝕】も亦然り。若し太陰の太陽と地球との間に在るときは。日蝕を爲し。地球の太陽と太陰との間に在るときは。月蝕を爲すものにして。自餘の天上に麗れる諸現象と同しく。豫め其發現の期を測ることを得へし。即ち月の公運は。二十七日七時四十三分十一秒にして。地球の一回は。三百六十五日五時四十八分餘に當るを以て。全合時間は二十九日十二時四十四分。月と太陽の交會は三百四十六日十四時五十二分にして。十八年十一日の間に七十回日月の蝕期あり。中日蝕は四十一回。月蝕は二十九回なれ共。日蝕を見るの場所は甚た狹くして。一地にては月蝕を目擊すること却て多し。今史上に見えし所の正

月朔の日蝕を左に擧ぐ。舒明天皇八年春正月壬辰朔日蝕(日本紀)。孝德天皇白雉二年辛亥正月乙未朔日蝕(同上)。天智七年戊辰正月丙戌朔日蝕(同上)。聖武天皇神龜二年乙丑正月丙辰朔日帶蝕(二分酉の上刻。續日本紀)。廢帝天平寶字六年壬寅正月辛巳朔日蝕(六分午の一刻。同上)。桓武天皇延曆八年己巳正月甲辰朔日蝕(五分申の一刻同上)。同同九年庚午正月戊戌朔日蝕(三分未の六刻同上)。淸和天皇貞觀十六年甲午正月辛酉朔日蝕(三分辰の二刻。三代實錄天皇不受朝賀雨後池濕也。蝕の事を不記)。醍醐天皇延喜元年(昌泰四年)辛酉正月甲申朔日蝕(不滿一分酉の一刻。日本記畧。同同二十年庚辰正月甲子朔日蝕(二分巳の二刻。同上)。後朱雀天皇長久元年(長曆四年)庚辰正月丙辰朔日蝕(七分申の二刻。扶桑略紀)。後冷泉天皇康平二年己亥正月丙申朔日蝕(七分未の二刻。同上)。同治曆四年戊申正月甲戌朔日蝕(九分未の一刻。同上)。崇德天皇長承三年甲寅正月辛亥朔日蝕(三分未の七刻)。高倉天皇承安二壬辰正月庚午朔日蝕 一分午一刻)。後鳥羽天皇建久九年戊午正月己亥朔日蝕(皆既辰の上刻。百練抄)。土御門天皇正治元年(建久十年)己未正月癸巳朔日蝕(五分酉の一刻。同上)。後嵯峨天皇寛元四年丙午正月辛卯日蝕(三分酉の四刻。同上)。龜山天皇文永二年乙丑正月辛未朔日蝕(八分巳の三刻。帝王編年記)。伏見天皇正應五年壬辰正月甲午朔日蝕(七分申の二刻。園大曆)。光明天皇貞和三年丁亥正月甲辰朔日蝕(五分申の一刻)。後小松天皇應永元年(明德五年五月五日改元)甲戌正月辛丑朔日蝕(五分未の一刻)。同同二十年癸巳正月辛巳朔日蝕(九分未の三刻)。同同二十九年壬寅正月己未朔日蝕(五分未の二刻)。後花園天皇永享四年壬子正月辛酉朔日蝕(二分未の七刻)。同嘉吉元年(永享十三年二月十七日改元)辛酉正月己亥朔日蝕(二分午の七刻)。後奈良天皇天文二十二年癸丑正月戊寅朔日帶蝕(一分酉の三刻)。後水尾天皇寛永十三年丙子正月朔日蝕(大猷院實記)。同寛永十四年丁丑正月辛丑朔日蝕(六分申の二刻)。靈元天皇延寶二年甲寅正月丙寅朔日蝕(六分辰の二刻白雉二年より延寶二年迄蝕考に見ゆ)。東山天皇元祿五年壬申正月辛亥朔日蝕(五分半未の四刻。士曆辨覽)。同同十四年辛巳正月己丑朔日蝕(八分卯刻。同上)。中御門天皇享保四年己亥正月甲戌朔日帶蝕(二分酉の一刻。同上)。後櫻町天皇明和四年丁亥正月丙寅朔日蝕(二分半未の八刻)。光格天皇天明六年丙午正月朔日蝕(皆既午の一刻)。以上天明以前正月朔日日蝕の史上に見えたるを擧ぐ。この後も尙あるべし。また正月ならぬ月にて。皆既の蝕を下に擧くれは。推古天皇三十六年三月丁未朔戊申二日日蝕皆既。圓融天皇天延三年七月辛未朔日蝕皆既(辰の四刻)。後三條天皇延久元年七月乙丑朔日蝕皆既(巳の七刻)。白河天皇承保二年八月庚寅朔日蝕皆既(未の一刻)。安德天皇壽永二年閏十月壬戌朔日蝕皆既 午の七刻)。順德天皇承元四年十二月乙卯朔日蝕皆既(辰の五刻)。後深草天皇建長元年四月壬寅朔日蝕皆既(午の一刻)。後西院天皇寛文六年六月壬戌朔日蝕皆既(酉の五刻)。以上擧くる所は其甚きもの丶みにして。此外尙ほ多かるへし。又最近日蝕を擧け示すこと左の如し。

明治二十年八月十九日の日食は。本邦[illegible]其の現象を見得し中にも。新潟。福島。栃木。茨城の四縣は全管内に於て。亦群馬。千葉。長野。宮城。山形。石川の六縣に於ても。管内多少皆既食を見るを得。而て此事たる實に稀有の現象にして。天文學研究上所々にて之を實驗するは緊要の件なりと。當時内務省よりは該地方の郡區役所。警察署。文部省よりは中小學校へ左の心得書を配付したり。【白光寫圖心得】日蝕は本年八月十九日午後二時過に始まり。本邦內諸方に於て見らるへき者なり。就中皆既食は午後三時四十五分頃より中央皆既線上か。或はこれに近き地に於ては。三分時餘の間見るを得へし。この中央皆既線は。本邦を西北の方より東南の方に横過す。然して西は佐渡の相川。越後の彌彦。三條。黑木。宮崎。東は岩代の瀧澤。野尻。大鹽。田島。下野東北端の逃室。小島。鹽野。磐城の東館。高萩等の各村を經過す。この中央皆既線より二十三里以內にある地は。何れの地にても皆既中は左の法に從ひて。白光の原圖を取るに充分なるへし。中央皆既線に近き地方にては。皆既中晴天なるときは。左の顯象を見る可し。最後に太陽の光線の消ゆると同時に。月の暗體の周圍に赤く輝きたる數點現出す可し。但しその周圍には日暈の如き光あるへし。かの赤き光點は所謂「紅峰」と稱し。又暈の如きは白光と稱するものにして。共に太陽の附屬物なり。白光は太陽に接近するに從ひて光稍ゝ強く。少しく遠き部分は光弱し。然れともその形狀極めて不規則なるものなり。白光の形狀を精細に畫けるものは甚價あるものなれば。成るへく各所に於て之を圖せんことを要す。就ては。描圖を志す者は。豫め幅七寸五分長一尺程の紙に直徑一寸の黑圓を畫き。その中心より各三十度隔りたる六線を引けるもの一枚を用意すへし。又絲を以て錘を釣り。觀測者は。其絲の太陽の中心を通過するか如き位置に備へ置き。目と太陽の中心と絲との一線內に右の紙を置き。且其紙に記せる線をその絲と合する樣に爲し(紙は適宜の臺に載せ。其の「上」をして絲の上方に向はしむへし)。又白光の光のみにて暗き時は。燈火を點して紙面を照すへきは、皆

既の二三分前に觀測者は其の目を閉ち。手拭を以て面を掩ひ。以て眼の力を鋭敏にするを良とす。皆既の始まるとき手早く手拭を除き。直に白光の圖を寫すへし。殊に月に對して何の方向に何程の光あるやを注意し。大小强弱鋭鈍の形狀。竝に月の大さとの割合を以て推測し。圖上の六直線の助によりて。其位置大小を迅速に寫すへし。之を終りし後は。白光の內部の光强き所を畵くへし。これを爲すに薄綠色の眼鏡を用ふるをよしとす。最望ましきは此時雙眼鏡を用ゆるをなり(凡白光の外部は光甚薄弱なるか故に。觀測者によりては其模樣を異にする事あり。これを防くには雙眼鏡を用ふるを最も効ありとするなり)。かの紅峯は圖中に入るゝの要用なし。皆既の時間は甚短き樣なれとも。最も長き所にては三分餘位なれは。寫圖には充分なり。已に寫し終りたらは原圖は別に手入れをせす。その儘になし置くを要す。もし觀測者その記憶により原圖を尙校正せんとせは。宜しく別紙を用ひてこれをなすへし。殊に望むをあり。觀測者數人同處に於て寫圖するをあらは。各〻互にその原圖を比較修正等決して爲すへからす。各自描畵せし原圖を其儘送附あるへし。【器械】皆既中の時間を測るに必要なるものは秒針ある良き袂時計なり。若し秒針なき時計を用ゆるときは。之を耳の近邊に置き。而して皆既中其時計の響數を計ふへし。斯くて後亦別に五分間の響數を計へ。之を五にて除し。以て一分時に對する響數を知り。而して前に測定したる時間(秒數)を勘定す可し。通例の望遠鏡を用ふるも甚だ効用あり。併しこれを用ゆるには。充分動かぬ樣なる臺の上に据付されは觀測に臨みふらふらするの患あり。但し望遠鏡を用ふるなれは。光を弱むる爲に。直徑六七分の丸き穴を穿ちたる蓋を以て。望遠鏡の先き玉を掩ふへし。然ともこの望遠鏡は用ひ慣れさるか。或は其臺の動搖するときは。寧ろ用ひさるを勝れりとす。又雙眼鏡を持て見るも便なり。又煤ガラス(硫黃又は蠟燭の火にて燻へるを善とす)を備へ置かさる可らす。是れは一方を濃くし。他の一方に到るに從ひ。自然に稀薄なる樣製し置くへし。【觀測の用意】觀測を爲すには三人づつ連合して仲間を作り。時計目鏡其他入用の諸器具各一箇つゝ用意するを善とす。觀測の場所は。他より妨害を受けさる屋外。又は西向の窓下を擇ふ可し。而して其三人中の一人は。紙と筆とを持ちて。時を書き記す用意をなすへし。【觀測】太陽の輝きたる面か漸々減少して。三日月よりも一層細くなりたる時。時計を持ちたる一人は。その時計を見つめなから。秒數を大聲に唱ふ可し。是等の觀測者は各仲間中豫め秒を數ふる(時計に指す通りに)こと竝に合圖のとを及ひ記錄するを等を練習し置くを最良とす。煤ガラスを持てる人は。望遠鏡を用ふると否さるとに拘らす。太陽の眞の最終の光線に注目し。成る可く煤の淡き部分にて見る可し。第三者(記錄掛)は肉眼を以て太陽の最終の光線の消え行くを觀。紙筆を以て時間を直に記入す可き用意をなす可し。太陽の最終の光線消えると同時に。ガラスを持てるものは時間を呼ふ可し。然して第三者は直ちに精細に秒數を書き記し。次て分數をもまた注意して記錄し置く可し。さてこれを終る後は。觀測者は皆太陽の光線の再來を待つへし。但し時計の秒數は其の間斷えす唱へおるものとす(時計に秒針なきときは。太陽を觀る一人か已れの耳邊に時計を置き。初て太陽の光線消えたるときより。其再出する間の響數を計るを良しとす。光線の再出する模樣は甚俄然なるものなれは。注意してその消失の時と同樣に秒及ひ分を書記す可し。斯く記したる前後兩回時計の差は。即ち皆既の時間なり。特に注意すへき件。皆既の初を判定するに最重要なる二原因ありて種々の差異を生するをあり。これ尤注意すへきとなりとす。第一は太陽の光線非常に薄弱となりて。少しく濃きに過ぎたるガラスを通して見るときは。其實地消失する前既に皆既の始まれるものと思はるゝ事あるより。從て觀測者の合圖少しく早さに過るの恐れあり。さてこの誤を正すには。第三者は肉眼にて太陽を見居る人に。左記の注意すへきことを心得置かしむ可し。凡皆既の始は。月の暗影の來るか爲に暗さの急に著しく增すものなり。故に合圖の後にて暗さの增加する度か。前より後なるときは。これその早きに過きたるの證なり。第二の注意すへき點は。第一と性質全く相反す。これは皆既中月體の周圍に現はるゝ紅峰(赤く輝きたる數點)の光を認めて太陽の光と誤り。遂に最要の時期を見失ふこと是れなり。さてこの誤を正すには。三人各〻その見極めたる時刻を定め。而してその時刻か一二秒まて互に一致するときは。大凡皆正しきものとして三人の時刻を各別々に記し置く可し。蓋し煤ガラスを持てる人は第一の誤に陷り易く。肉眼の觀測者は第二の誤を犯し易し。太陽の光の再出するときも。亦月の暗體の周圍に前と同しき紅峰を現出す可し。故に細かに注意して太陽の光と混同せさる樣爲す可し。觀測者若し南北限界近邊にあるときは。皆既中絕えすこの紅峰を見る如きをあり。觀測を終りし後は。仲間の人々の定めし時刻。及ひその精密の度合を推考して之に加記し。且觀測の場所を記して。三人の連名保證をなす可し。後日其場所の經緯度等取調るに都合よき爲め。其近所の電信郵便局其他著名なる建物よりの距離方向等を記入し置可し。特に望ましきは。成る可く各觀測仲間の報

告を他の報告と比較せずして。直ちに送附ありたし。これには如何に粗略にても苦しからざる故。成るべく原記を添ふべし（官報第貳三壹號明治二十年八月五日觀象の抄出）。右列する所に就て。日蝕の古昔より今日に至れる間に於て生したる概略を了するに足るべし。

ニツポム　日本。日本といへる國號につきては。古來數說ありて。殊に近年星野恒。木村正辭の論難あり。今内田銀藏の此諸說を摘要したるもの「日本號の起原」（史學雜誌第十一篇第一號。二號）あり左に轉抄す。日本號の諸論を知るの桀となすに足らん。

内田氏曰く。充分に此の問題を詳論するには。第一に先づ古代に在りて我が邦人が自ら此の多くの島々より成れる國土を稱して。ヤシマグニ。又はオホヤシマグニと云へることに就き論じ。第二に支那人が我邦を稱して倭と云へること。倭の名は倭奴より起れるに非ず。又倭奴を畧稱して倭人。倭國などゝいへるにもあらざるべきこと等を說き。第三にヤマトの名稱がもと專ら所謂玉牆内國（タマカキノウチツクニ）。即ち畿内なる大和の地を指したるものなりしが。既にして自然に又全國の大號となるに至りたることを述べ。然る後に日本號の事に及ぶを以て適當の順序とす。然れとも余輩は今務めて簡單に論じ終らんことを欲するが故に。ヤシマグニ。倭及びヤマトに就きての論辨は全く之を略し。直ちに日本號そのものゝ起原を論究すべし。先つ最初に余輩の敬重する本居。伴。星野。木村の四大家の說の要點を考察し。其の異同を表示し置かん。【第一本居說】本居大人の說は詳に國號考に見えたり。之に據るに大人の考說の要點は。一。日本の號は孝德天皇の大化元年に新に制定せられたるものなり。二。日本とは外國へ示さむが爲めにことさらに建てられたる號にして始めよりニホムと字音にて唱へたるものなるべし。三。日本紀撰定の時に改め書したるものにして。ヤマトに日本と云ふ文字を塡用することは。日本紀にはじまると云ふにあり。【第二伴の說】伴大人の說は中外經緯傳に見ゆ。之に據に大人の考說の要點は。日本と云ふ號はもと早く韓人の稱へ始しものにして。而て我邦にては其稱號の佳なるを以て。之を採り用ひられたりと云ふにあるが如し。【第三星野の說】星野先生が此問題を論ぜられたるもの。日本國號考（史學會雜誌第三十號三十一號に之を載す）。及日本國號考の補考（史學雜誌第十編第十一號に之を載す）あり。而して後者は先生が最近の考說にして。或る點に就きては。前說を補正せられたる所あるを見るなり。故に今專ら日本國號考に據りて。先生の說の要點を尋繹せん。一。上古早く既にヒノモトと云ふ稱あり。而して日本と云ふ文字はヒノモトと云ふ原語に對し塡用せられたるもの也。二。ヒノモトとは邦人自ら稱する所にして。而して外國にても之を傳承し。亦從て我邦をヒノモトの國と稱したるとなるべし。三。日本はもと字訓を以てヒノモトと讀たるものとす。普通に字音を以てニホムと呼ぶに至りたるは。後世專ら漢文を使用し。多く音讀を用ひしが爲めにして。初よりかく定められたるに非るなりと云ふにあるものゝ如し。【第四木村の說】東洋學會雜誌第九號に木村先生の日本國號考あり。之に據るに先生の考說の要點は。一。日本といふ號は其初め三韓人の云出したる號ならん。而して何れの代より云ひ始めたりと云とは慥ならざれども。崇神天皇の御代に任那國始めて入貢せしより。屢々韓國と往來せし趣なれば。早く其の御代の頃より云ひ始めたるならん。二。日本といふ號は。もと三韓人の云ひ出したる號なれども。本邦の國號には最も適當したる號なるにより。遂に萬世不易の稱號となりたるなり。但し其の初は。殊に外國人に對する時にのみ。用ふべき例なりき。三。日本の文字は音にてニホンと唱へしものとす。日本紀にヤマトといふに日本の字を用ひたること多けれども。是れ等は皆日本紀を撰みし時に塡めたる文字なりと云ふにあり。先生の說は或る重要なる點に於て頗る伴大人の說と其趣を同くするものゝ如し。以上余輩は先輩諸學者の考說の要點と認べきものを擧げ。其異同を示したり。是れより諸大家の說を參覈し。聊か鄙考をも附加して。系統的の論究を試んとす。第一。名稱の意義。日本と云ふ名稱の意義は。星野先生の日本國號考に「日本の名義は字訓の如くひのもとにて即ち日出處を約したるもの也。猶流水の出る處を指して水本（ミナモト）と稱するが如し」と云はれたるを以て。至て明瞭にして且つ穩當なる解釋なりと信ず。日本國とは日の出る國と云ふ義にして。即ち東方の國と云ふ意義なるべし。第二。稱呼の沿革。本居大人は日本と云ふ文字は始めよりニホムと字音にて唱へしものならんと說かれ。星野先生はもと字訓を以てヒノモトと讀みたるならんと論ぜられたれとも。最初は普通にニホムと字音にて唱へたるものに非ず。又ヒノモトと讀みたるにも非ず。現に日本紀神代卷に。日本。此云耶麻騰（ヤマト）と訓注せる如く。倭の字と同じく一般にヤマトと讀みたることと思はるゝなり。而して邦人がもと一般に日本をヤマトと讀みたるのみならず。韓人の如きも古代にありては普通に之をヤマトと讀みたることとなるべし。本居大

ニツホ

人は「書紀皇極天皇の御卷までに。夜麻登といふに日本とかゝれたるは。後に此紀を撰ばれし時に。改められたる物にして。そのかみの文字にはあらず」といはれたれども、ヤマトと云ふに日本と書するをば。後に論ずべき如く大化以前より早く行はれ居りたるをと思はれ。從て日本紀の據れる原書に既にヤマトと云ふに日本の文字を多く塡用しありて。日本紀は之に基き多少倭及び日本の用法を一定したることありしまでなるべし。本居大人の論旨は「夜麻登といふに。日本といふもじを用ることは。書紀よりはじまれり。そはいまだ例なき事にて。世の人のまどふべき故に。神代卷に日本此云二耶麻騰一。下皆效此といふ訓注はあるなり。古事記は。大化の年よりはるかに後に出來つれども。すべての文字も何も。ふるく書き傳へたるままにしるされて。夜麻登にもみな倭の字をのみかきて。日本とかゝれたる所はひとつもなきを書紀は漢文をかざり。字をえらびてかゝれたる故に。新たに此嘉號(ヨキナ)をあてゝかゝれたるなり」と云ふにあれとも。日本紀に特に日本と云ふ文字の讀法を訓注したるは。之をヤマトと讀むを字音にて唱ふるに非ず。又字訓の儘に讀むにも非ずして。一種特別の讀法なるを以てなり。決して從前例なき事なるが故に非ず。又日本紀にヤマトと云ふに日本と云ふ文字と倭と云文字とを併用したるも。古事記には倭の字のみを書して日本と書せる所一もなきは。日本紀は從前歸化人の學者抔の手に成れる記錄に。國號のヤマトを多く日本と書せるものを襲用し。之に反し古事記は專ら稗田阿禮が誦む所の舊辭を撰錄したるものにして。二者の材料の性質異れるより起れる事なれば毫も怪むに足らざるなり。故にヤマトに日本と書するとは日本紀より始れりと云ふべきに非ず。其の以前より行はれたりと思惟すべく。而して日本は初めより普通にヤマトと讀み。日本紀は從來行はれ居りし讀法に從ひて訓注を施されたるものと定むべきなり。木村先生は國號考の說に基きて「此日本の文字は音にてニホンと唱へしなり。其證は。大化二年二月の紀に。天皇幸二宮東門一。使二蘇我右大臣詔曰一明神(アキツカミ)御二宇日本一倭根子天皇(ヤマトネコスメラミコト)詔二云々一とあり。此日本の二字をヤマトと訓ては。次の倭字に重りてヤマトヤマトとなるなり。是必ずニホンと音にて唱へしを明かなり」と云はれたれとも余輩の見る所は之に異れり。先づ本居大人及び木村先生は明神御二宇日本一と讀まれたれども。御宇はアメノシタシロシメスと訓み。日本は下文の天皇に連讀すべきこと星野先生も既に辨ぜられたるが如し。而して天武天皇十二年春正月の紀に明神御二大八州一日本根子天皇勅命者。諸國司國造郡司及百姓等諸可聽矣とあるに對照して研究するときは。明神

ニツホ

御宇は。明神御大八州に對するものと云べく。日本の次なる倭の一字は衍にして。日本より直ちに根子に接續すべきものなること疑を容れず。即ち大化二年紀の文は明神御宇日本根子天皇と讀むべき者にして。日本はヤマトとなり。此を以て字音にてにほんと唱へし證とは爲す可らざるなり。又伴大人の中外經緯傳には韓モロコシ人の申せる言。またその國々への詔旨などには。字音に唱むへきなり」と云はれたれとも。韓人の如きは。星野先生も既に說かれたる如く。當初專ら訓語を用ひ。山はムレと訓み。城はサシと訓みたる類にて。鷄林の如きも。必らず日本紀崇神天皇六十五年の條に訓せる如く。普通にはシラキと讀みたることなるべく。同樣に日本の文字も亦普通には必ずヤマトと讀みたることゝ思はるゝなり。故に韓人の言又は韓國に對したる詔旨等に見えたる日本も宜しくヤマトと讀むべしと云はざるを得ざるなり。星野先生はもと字訓を以てヒノモトと讀みたるなりと云ふ說を立てられ。而して古書に。ヒノモトの訓の見えざることを說明して。日本のひのもとゝ訓むは常語なれば。旁訓を施すものなく(書紀神功皇后攝政前紀。應神天皇二十八年。孝德天皇大化二年。公式令の類)。又書紀のやまとの訓に假用するを以て。ひのもとゝ訓むへきものも。誤り混してやまとゝ訓み又はみかとゝ訓みたるもあるなるべし(書紀孝德天皇大化元年白雉元年日本の類)と云はれたり。されとも日本の字義はヒノモトに相違なしと雖。國名として用ひられたる日本と云ふ文字を。もとヒノモトと讀みたりと云ふことの證例はなし。之に反し日本紀神代卷なる訓注は。日本此云二耶麻騰一。下皆效レ此とありて。一般に日本はヤマトと讀むべきことを明示しあるを見る。若しヒノモトと讀むこと常語にして。ヤマトと讀むは假用に過ぎずとせば。日本紀にはヤマトと讀むべき特別の場合を明示して訓注せざるべからざる筈なり。其の然らずして單に下皆效レ此とあるを見れば。余輩は寧ろヤマトと讀むこと常語にして。即ち當初普通の讀法なりと云ふの可なるべきを覺ゆるなり。神功皇后攝政前記なる吾聞東有二神國一。謂二日本一。應神天皇二十八年紀なる高麗王遣レ使朝貢。因以上レ表。其表曰。高麗王教二日本國一也の類も。亦何れも皆日本とあるはヤマトと讀みて宜しかるべしと信ず。之を要するに先輩の諸學者は。先づヤマトといふ語に日本と云ふ字を用ふることは日本紀撰定の時に始まれる新例なりと推斷して。論辨せらるゝものゝ如し。然れともかゝる斷定を下すべき理由は。余輩未だ之れを認めざるなり。若し最初よりかくの如き臆斷を爲さずして論究を遂ぐるときは。必らず日本と云ふ文字はもと普通にヤマトと讀

みたりと云ふに歸着せざるを得ざるべきなり。玆に一言注意し置くべきは。日本紀中或る特別なる場合に於ては。日本の文字にミカド。又はワガミカドなど云ふ訓あること是れなり。例へば神功皇后前記に新羅王常以二八十船之調一貢二于日本國(ワガミカド)一とあり。又孝德天皇白雉元年の紀に我日本國譽田天皇之世。白鳥樔(スクフ)レ宮とあるが如し。こは是等の場合に於ては。日本國の三字は其の意味する所國家又は帝國などあると略ゝ相同じきにより。訓者が特に國家及び帝國など云ふ文字と同樣に之をミカドと訓讀したるなり(欽明天皇十三年の紀に帝國。國家共にミカドと訓せり)。此の如く國家又は帝國と云はん代りに日本と云へる場合には。之をミカドと唱へたること固よりこれありしなるべしと雖。日本の文字はもとヤマトと書せんために用ひられたるものにして。而して國名としての日本にミカドと云ふ讀法ある可らざるは勿論なりとす。上來論辨したる如く日本はもと普通にヤマトとのみ讀みたるものなりしが。漸くにして漢字は多く音讀すること普通の習慣となり。從てもとヤマトとのみ讀みたる日本と云ふ文字も字音を以てニホンと呼ぶを通常とするに至りしなるべし。又支那人は日本と書したるものを見れば。初めより之を字音の儘に讀みたることならん。而して字訓を以てヒノモトと唱ふることは。伴大人及び木村先生の引證せられたる如く。源氏物語等に其の例見えたれとも。これは一般習慣となるには至らず。普通に字音にて唱ふるを便とし。かくて日本はニホンと讀むべきことゝ自然に定まりて以て今日に至れるなり。以上日本と云ふ名稱の意義。及び其の稱呼の沿革を略論したり。これより。進んで此の日本といふ文字が用ひらるゝに至りし原由及び其時代に關し聊か鄙考を述ふへし。第三。日本と云ふ文字が使用せらるゝに至りし來歷。日本と云ふ文字の使用は諸先輩大抵皆ヤマトと云ふ語と關係なく。獨立に發達したるものと見做されたるものゝ如し。然とも管見にては日本と云ふ文字はヤマトと云ふ國號を漢字にて寫すに當り。倭。耶麻騰などの文字と共に。自然に用ひらるゝに至れるものに過ぎずと思考するなり。又諸先輩は日本と云ふ文字が始て用ひられし時代に就きては。所說互に相同じからずと雖大化改新の時に當り。日本と云ふ國號を公けに制定したりと云ふことを認むる點に於ては。殆んど皆一致し居らるゝものゝ如し。されとも管見にては大化改新の際に當りては。別に之を國號として公けに制定せられたるが如きことなく。只從來より既に行はれ居りたる用字例に從ひ詔書等にヤマトと書かん爲め。日本の字を用ひられしことありしに過ぎずと考ふるなり。思ふに漢字の始めて我國に行はれたる時代にありては。專ら文筆の事に當れるものは。漢韓種の歸化人。及び其の後裔たりしや疑を容れず。而して彼等は漢字を以て邦語を寫すに。種々なる方法を併せ用ひしこと衆人の皆能く知るところなり。ヤマトと云ふ語を漢字にて書するに當りても。彼等は各自の意見に從ひ又場合に應じ種々なる文字を塡用したることなるべし。或は魏志。後漢書などの例に倣ひて字音を假り邪馬臺などゝ書し。又は同樣の主義にて崇神紀八年及欽明紀二十三年の條なる歌に其例殘り居れるが如く。椰磨等又は耶魔等などゝ書したることもあらん。又彼等若くは彼等より漢字を傳習せる本邦人は。彼の萬葉集などの中に其痕跡を留めたる如く。山常。山跡。八間跡などと訓を假りて文字を塡用したることもなしと云ふべからず。然れとも最も普通に行はれたる方法は倭と云ふ字を塡用するにありしものゝ如し。是れ支那人は早くより我邦を稱して倭と云ひ。倭の字は意義に於て全國の大號としてのヤマトと云ふ語に相當すと認められたるによるなり。想ふにヤマトを倭と譯することは。其の由來頗る早くして恐らくは百濟より文教を我國に傳へしより以前。既に韓半島にては慣例となり居りしことならん。而して漢韓種の歸化人等は自己の本國にての慣例を我國に移入し。倭はヤマトと讀み。又ヤマトと書するには最も普通に倭の字を用ひたることなるべし。是れよりしてヤマトと云ふ語には畿內の一國を意味する場合にも。亦自然同樣に倭の字を塡用することゝなりしならん。此の如くにしてヤマトと云ふ語を漢字にて寫すには。最も普通に倭の字を用ひたりと雖。時に或る場合には何か別に異りたる好字を選擇し。ヤマトを意味せしめ。ヤマトと讀ましめんと欲すること起りしなるべし。實に上古時代の文士又は漢學者が。時に國號を書するに普通慣用せられざる好文字を用ひんことを欲せしは。極めて自然の事と云ふべきなり。而して此の如き場合に彼等は此のヤマトの國が海東の國なるが故に。時に東の一字を以てヤマトを譯したることもありしなるべく(此の事は後に附論するを見よ)。同樣にまた此のヤマトの國が日出る方にある國。即ちヒノモトノクニなるを以て。其の考を漢字に直譯し。日本の字を用ひ。之を以てヤマトを意味せしめ。又ヤマトと自ら讀み他人にもしか讀ましむることを起りしならん。此の如くにして日本の文字を使用することは始まりしものと思はるゝなり。故に日本と云ふ文字はもと單にヤマトと云ふ國號を漢字にて寫すに當り。自然に用ひられたる者にして。もとヤマトと云ふ國號の外に。別に日本と云ふ國號ありしには非るなり。即文字にて日本とあるも之を何と訓むかと云へば。最も普通にヤマト

ニツホ

と訓みたるにて。固より文士及び漢學者等。時に或は字音にてニホムと唱へ。俗人を驚かしたることなしとも云ひ難しと雖。かく音讀することは決して普通のことに非ず。而してニホムと云ふ語は當初必らず普通の國號として。一般に承認理解せられ居らざりしことなるべし。其のヤマトに日本の字を塡用し。字音を假れるにも非ず字訓を採れるにも非ず。一種特別の讀方にてヤマトと讀みたるは東をヤマトと讀み。又他の場合には東國をアヅマと讀めるなどゝ同例なり。而して國號に異字を用ふることは。クダラと書するに時として扶余の二字を用ひたるなど他にも其の類例あり(扶余と書せる例は繼體天皇紀二十三年の條にあり)。されば毫も怪むに足らざるなり。さてヤマトに日本の文字を塡用すること起れるに就きては。必らず早くよりヤマトはヒノモトノクニと云ふ考あり。其の考を漢字に寫して日本と云ふ文字を用ひ始めしことなるべし。又星野先生の云はれたる如く。上古に於て我邦をヤマトと云ふことの外に。時にヒノモトノクニなどゝ呼びしことも或はありしならん。此の點に就きては余輩は先生の說を反覆討究し。終に其の大に理あることを認め之に從はんと欲するなり。然れとも竊に思ふに日本と云ふ文字はヒノモトの義にして。ヒノモトと云ふ考に基きて用ひ始められたるものなりとも。之を以てヒノモトと云ふ原語を寫さんが爲め。又ヒノモトと讀ましめんが爲に。用ひ始められたるものなりと云ふことを得ざるべし。一般に用ひられたる國號はヤマトなれば。國名としての日本はヤマトと訓せらるゝこと最も自然にして。又日本と云ふ字を用ふることは。必らずヤマトと云ふ常用の國號を。慣用以外の漢字にて寫し出さんとの動機より。起りたるものと見做さゞるべからざるなり。何人が始めて日本と云ふ文字を用ひ始たるかと云ふことは。固より今日に於て之を詳にするに由なし。然れとも我國にて始めて此の文字を賞用せるものは。定て漢韓種なる文士漢學者なるべく。而して此の文字は最初恐らくは是等歸化人竝に在韓日本府に關係ある人々により。主として使用せられたるものなるべし。從て韓半島に於て上古の時に當り。倭の字に次き日本と云ふ文字も亦使用せられたること殆んど疑を容れざる所にして。而して或は最初此の文字の使用が先づ韓半島にて創まりしやも亦知るべからざるなり。按するに東國通鑑卷二。漢永壽三年。新羅阿達羅王四年の條に日本國の文字ありて。是れは或は舊史の遺文ならんとは思はるれとも。其の舊史は我邦に於て日本と云ふ文字を用ひ始めしより以前の記錄に係ると思惟すべき充分なる論據あることなし。又我が日本紀垂仁天皇三年の條の注に。天日槍對曰。僕新羅國主之子也。然聞㆔日本國有㆓聖皇㆒則以㆓己國㆒授㆓弟知古㆒。而歸化之と記し。神功皇后前紀に新羅王の言として吾聞東有㆓神國㆒謂㆓日本㆒。云々の語を錄し。應神天皇紀二十八年の條に高麗王遣㆑使朝貢。因以上㆑表。其表曰。高麗王教㆓日本國㆒也と云へる類は。何れも皆我が史家が古傳說に基きて記したるものに過ぎずして。是等の文中なる日本と云ふ文字は後より塡記したるまでなりと思はるれば。之を以て韓國にて早く日本の文字を使用し居りし證とはなし難かるべきなり。然りと雖も日本紀中專ら韓の諸國に關係ある記事に於て。日本と云ふ文字が主として使用せられ居るにより。此の文字は最初重もに韓人により使用せられたるものに係り。從て其の使用は或は韓半島にて創まりしならんと推測するは。決して全く理なしと云ふべからず。又此のオホヤシマグニを以て海東の國即ち日出處の國なりとする考は。最も容易に韓人の腦裡に起り易きことなりと云ふべし。さればヤマトは日出處の國なりとし。日本の字を用ひてヤマトを表示する事は。先づ韓國にて起れりと云も決してあり得べからざることなりとは云ふべからず。伴大人又木村先生の說亦頗る見る所ありと云ふべきなり。但し余輩を以て之を見ればそは有り得べきことに相違なしと雖も。之を確むる充分なる證據は未だ提供せられ居らずと云はざるを得ず。故に今日に於て必ず然らんと斷言する事は余輩の尙ほ躊躇する所なり。其の初め何人によりて撰用せられたるかの詳ならざること。前段述ぶる所の如しと雖も其のもとヤマトと云ふ號の外。別に朝廷にて公けに撰定せられたるものに非ることは殆んど疑を容れず。即ち日本と云ふ文字を用ふる事はヤマトと云ふ語を表示する爲に或る一部の文士漢學者によりて始められ。彼等は其の作る所の公の文書等にも場合により之を使用し。特に韓の諸屬國等に對する往復文書等には好んで此の文字を塡用したることならん。此の如くにして此の文字の使用は自然に公認のものとなり。大化改新のときにも前例に傚ひ。詔書に此の文字を塡用せられたることと思はるゝなり。大化改新に際し始て此號を制定し又は此文字を撰定したりと云ふが如きは。余輩の從ふ能はざる所にして大化には從來の慣例に從ひ此の文字を使用せられたるまでなりと云ふべし。本居大人は日本と云ふ號は。孝德天皇の御世。大化元年にはじめて建てられたることいちじるし」と云はれたれども其の說立ち難し。大人は日本紀大化元年七月の詔を引きて「これぞ新に日本といふ號を建て。示し給へるはじめなりける」と說かれたれとも。其詔なる日本と云ふ文字は前に論じたる所にて明なる如く。ニホムと讀まずヤマトと讀むべきも

のにして。之を以てニホムと云ふ新號を建て示したるものと解することを得ず。又同二年二月の詔を引きて「此號を建てられて。始めたる詔なるか故に。かく宣て皇朝の人どもにも。新號を示し給へる也。もし然らざれば。日本倭根子と。倭へ重ねて宣給へるは。やまと〱と。同しことのいたづらに重なるにあらずや」と云はれたれども。其の詔なる日本倭根子の倭は衍にして日本根子(ヤマトネコ)と讀むべきものなること既に前に云へるが如し。故にこれ亦ニホムと云へる號を此の時に建てられたる證とはなし難く。前後の詔文共に慣例に從ひてヤマトと云はんが爲め日本の文字を塡用したるまでなりと云ふべきなり。星野先生の日本國號考の備考に「孝德の朝定て日本の文字を用ひられたり」と云はれたれども。其の理由につきては別に詳に說かれざりしが如し。故に余輩は大化には別に文字の使用法につき特に定むることありしと認むること能はざるなり。又星野先生の說に『日本はもと制定の國號に非されば。國內の公文は勿論。百濟の如き內屬せし國王の公文には使用せざりしに似たり。欽明天皇十五年百濟王の表に「百濟王臣明及在二安羅一諸倭臣等。任那諸國旱岐等奏」云々とあり。以て見るべし』とあれども。これにつきては少しく疑なきを得ず。誠に星野先生の云れたる如く欽明紀十五年百濟より上りし表に倭臣の文字ありと雖。余輩は又同紀十四年八月の條に見えたる百濟よりの上表に於て。三ケ所まで日本と云ふ文字の使用せられ居るを見るなり。其の表の文字左の如し。「去年臣等同議遣二內臣德率次酒。任那大夫等一。奏二海表諸彌移居(ミヤケ)之事一。伏待二恩詔一如三春草之仰二甘雨一也。今年忽聞。新羅與二狛國一通レ謀云。百濟與二任那一頻諂二日本一。意謂是乞二軍兵一。伐二我國一歟。事若實者。國之敗亡可二企踵而待一。庶先日本兵未レ發之間伐二取安羅一絕二日本路一。其謀若レ是臣等聞レ茲深懷二危懼一。即遣二疾使一輕舟馳表以聞伏願天慈速遣二前軍後軍一。相續來救逮二于秋節一以固二海表彌移居一也。若遲晚者噬レ臍無レ及矣(下略)。」十五年の表文に倭臣とありて倭を日本と改めざるを見れば。此の表文中なる日本の文字は日本紀撰定の時恣に改たるものに非ることと明にして。原文に日本とありしにより其の儘を載せたるものと云はざるを得ず。されば百濟等よりの表文に倭と書することもありしならんが。日本と書することも亦なしと云ふべからず。場合に應じ雙方公に用ひたりと見做すこと穩當ならん。又同じく欽明紀九年四月の條に曰く「百濟遣二中部扞率掠葉禮等一奏曰。德率宣文等奉レ勅至二臣蕃一。曰。所レ乞救兵應レ時遣送。祗承二恩詔一。嘉慶無レ限。然馬津城之役虜謂之曰由下安羅國與二日本府一招來勸罰上以レ事准況寔當相似。然三廻欲レ審二其言一遣召而並不レ來。故深勞念。伏願可畏天皇先爲勘當。暫停二所レ乞救兵一。待二臣遣レ報。詔曰式聞二呈奏一。爰觀二所レ憂。日本府與二安羅一不レ救二隣難一。亦朕所レ疾也。又復密使二于高麗一者不レ可レ信也。朕命即自遣之。不レ命何容可得願王開レ襟緩レ帶。恬然自安。勿二深疑懼一宜共二任那一依二前勅一。戮レ力俱防二北敵一。各守レ所レ封。朕當遣二送若干人一。充二實安羅逃亡空地一。」此の所などにも百濟の奏言及之に對する我が詔の中に日本府の三字見えたり。尙ほ是より先き同じ天皇五年及これより後同天皇十三年の條にも。我が詔書に日本府の文字ありしことを云へり。是等の奏言及詔詞の如き共に必らず據る所ありて錄したる者と思はれ。後の史家の恣に作りたるものとは思はれず。而して日本府の三字は當時慣用の文字にして。彼我往復の公文等にも常に使用せられ居りしこと殆んど疑を容れざるなり。かく考へ來れば百濟等と往復の公文には倭と書せしこともありしならんが。日本と云ふ文字を用ふることは寧ろ普通のことなりしと見做して穩當なるべし。第四。日本と云ふ文字が始めて用ひられし時代。日本と云ふ文字を用ふることは何れの頃より起りしことなりやと云ふに。先づ日本紀の崇神天皇の卷より以前。屢々日本の文字を用ひあるは何れも皆ヤマトと云ふを漢字にて寫さんが爲め。後の史家が用ひたるものなることを何人も疑なかるべし。又た垂仁天皇二年の紀の注に。聞三日本國有二聖皇一以歸化之と云ひ。神功皇后紀に東有二神國一謂二日本一と云へる類も後の史家の記せる文にして。當時日本と云ふ文字が用ひられたる證と爲し難きこと勿論なり。應神天皇紀二十八年の條に高麗王遣レ使朝貢。因以上レ表。其表曰高麗王教二日本國一也云々とあれとも。これまた管見にては後の史家が傳說に據りて記したるに過ぎざるべく。高麗の表文に果して實際教日本國など云ふ文字用ひられ居りしやは甚疑はしければ。以て當時既に日本と云ふ文字が使用せられ居りしと云ふことの確證とは爲し難し。それより後雄略天皇紀七年の條に據二有任那一亦勿レ通二於日本一と記し。同く八年の條に伏請二救於日本府行軍元帥等一と記し。同九年の條に采女大海從二小弓宿禰喪一到二來日本一と記し。同二十年の條に百濟國日本國之官家など記せり。是等の文中なる日本と云ふ文字も果して同時代の記錄にしか書しありしに據りて記したるものなるや詳ならず。武烈天皇前紀に欲レ王二日本一また日本必有レ主また光二宅日本一など記し。繼體天皇紀三年の條に引ける百濟本記に久羅麻致支彌從二日本一來と云ひ。同六年の條に穗積臣押山奏曰。此四縣近連二百濟一。遠隔二日本一云々と記したる類も亦同樣なり。同じく七年の條に見えたる詔の文中に。日本邑邑名擅二天下一の語あれども此の詔文

ニッホ

の憑據とは爲し難し。尙ほ同く繼體紀八年及十年の條に日本と書せる類は。舊紀錄にしか書しありしに據れるものなることは殆んど疑を容れざるが如しと雖も。其の舊記錄が同時代のものなるやは疑問なり。但し同二十五年の條に引ける百濟本紀の文に曰く。「大歲辛亥三月。師進至二于安羅一。營二乞德城一。是月高麗弑二其王安一。又聞日本天皇及太子皇子俱崩薨。」此の文たる頗る玩味すべきものなり。蓋し百濟本紀の編纂せられたる時代がこれより以後なるは勿論なりと雖。此の文の趣を見るに同時代記錄の原文を其の儘採りて錄したるものと推定せざるを得ず。故に日本と云ふ文字は何れの時より用ひ始められなるか詳に知ること得ずと雖。我が繼體天皇の頃には既に韓人によりて使用せられ居りしと見做し不可なかるべきなり。欽明紀には二年の條に日本府。日本天皇。日本卿等。五年の條に日本臣。日本執事。日本大臣など日本と云ふ文字は極めて多く使用せられ居れり。是等の文字は蓋し當時實際使用せられたるものにして後よりの追記には非るべし。同紀十一年の條に引ける百濟本紀の文に曰く「三月十二日辛酉。日本使人阿比多率二三舟一。來至二都下一。」是等は同時代の記錄に據りて記したるものなること殆んど疑なし。されば日本と云ふ文字を用ふることは。欽明天皇の頃には既に韓地にて頗る普通に行はれ居り。韓人は我が天皇を日本天皇と稱し奉り。我が在韓の宰臣を日本臣。日本大臣などと稱し。而して彼我往復の文書にも日本と云ふ文字は屢々用ひられ居りしことゝ思はるゝなり。隋の大業三年即ち我が推古天皇十五年に我國より隋に使を發したることありて。其時の國書に日出處天子致二書日沒處天子一無レ恙云々とありしよし隋書及北史に見え。又日本紀推古天皇十六年の條に載せたる隋への國書には東天皇敬白二西皇帝一とあるにより。當時未だ國號として日本と云文字を用る定めはなかりしならんと云ふ說もあるが如し。されとも隋へ國書を送るに當り。ヤマトと云ふ國號を漢字にて表するに就き。日本と書せずして。東なとゝ書したりとするも。其の倭と云ふ慣用の文字を用ひず。此の如く日本と同意義にして一層文雅なる是等の漢字を使用したることは。寧ろ當時我邦に於て頗る普通に日本と書することの行はれ居りしならんと云ふ推測を强むるに足るものにして。決して此の頃日本と云ふ文字が用ひられ居らざりしと云ふ徵證とはならざるなり。かくて此後も韓の諸國などに對するには支那に對する場合とは異り。日本と書するを却て先方にも通じ易ければ。引續き多く此文字を用ひ居られしなるべし。されば大化元年にも從來の例に從ひ高麗。百濟等の使に詔ありし時に。日本天皇の文字を用給ひたるにて。日本天皇と稱せらるゝ事は決して此時に始まりし新儀に非ず。かく稱し奉るべきことは。此の時には高麗人。百濟人等。既に久しき慣例により充分習熟し居りしことゝ思はるゝなり。孝德の朝始めて日本の文字を制定したりと云ふ。本居大人の說の從ひ難きことは既に前に詳論したる所にして。而して此の時故さらに日本の文字を公用のものと定めたりと見做すべき證據も。亦更にこれあることなし。そは同く大化元年の詔に。於磯城島宮御宇天皇十三年中。百濟明王奉レ傳二佛法於我大倭一と云ひ。齊明天皇紀七年の條に引ける伊吉連博得書に大倭天報之近の語あり。又天武紀三年の條に凡銀在二倭國一。初出二于此時一とある等に徵して之を知るべし。即ち大化以後も日本。大倭。倭等の文字皆等しく使用せられ居りしこと大化以前とは別に異る所なかりしなり。大化以後日本紀撰定以前の時代に於て日本と云ふ文字を用ひたることは。例へば釋道顯(此の人のこと天智天皇元年四月の條に見ゆ)に日本世記(日本世記は齊明天皇紀六年七月同七年四月及十一月天智天皇紀八年十月の條等の分に之を引用せり)の著あるにても明らかなり。又懷風藻に載せたる釋弁正の在レ唐憶二本鄕一と云へる詩に曰く「日邊瞻二日本一。雲裡望二雲端一。遠遊勞二遠國一。長恨苦二長安一。」而して弁正は大寶年中。遣學二唐國一。時遇二李隆基龍潛之日一。以レ善二圍碁一。屢見二賞遇一。有二子朝慶朝元一。法師及慶在レ唐死とありて。伴大人の之に據り。記紀などの出來たる頃。既に唐國に在りて日本と稱したるゝとありと云はれしもの誠に當れりと云ふべし。さて舍人親王等奉勅修撰の國史を日本紀と號し。日本と云ふ文字を用ひられしは既に釋道顯の日本世記など前例ありしことにて。故らに創められたる新例には非るべきなり。」史記の五帝本紀に東長。島夷と云ふ語ありて。其正義に按武后改二倭國一爲二日本國一などゝ記したれども。其の說の非にして採るに足らざることは。既に木村先生の論辨せられたるが如し。是は武后の時の我が使臣粟田朝臣眞人か唐に至り。自ら日本國の使と稱したるを誤りて傳へたるものなるを固より疑を容れざる所にして。粟田眞人が文武天皇の大寶二年(唐則天后長安二年)。即ち古事記の成りしより十年以前。又日本紀の成りしより十八年以前に於て。唐に對し日本國使と稱したるをば。續日本紀卷三慶雲元年七月甲申の條に「正四位下粟田朝臣眞人自二唐國一至。初至レ來時。有レ人來問曰。何處使人答曰。日本國使。我使反問曰。此是何州界。答曰。是大周楚州鹽城縣界也。更問。先是大唐今稱二大周一。國號緣レ何改稱。答曰。永淳二年天皇太帝崩皇太后登レ位。稱號二聖神皇帝一。國號二大周一(下略)。」釋日本紀卷一に「公望私記曰。大寶二年壬寅當二唐則

天武后長安二年。續日本紀云。此歲正四位上民部卿粟田朝臣眞人爲二遣唐持節使一(按するに續紀大寶元年四月丁酉の條に以二守民部尚書直大貳粟田朝臣眞人一爲二遣唐持節使一云々とありて。同二年六月乙丑の條に遣唐使等去年從二筑紫一而入レ海。風浪暴險不レ得二渡海一至レ是及レ發とあれば。其の任命は大寶元年の事にして。而して其の渡海したるは大寶二年六月なり)。唐暦云。此歲。日本國遣二其大臣朝臣眞人一貢二方物一。日本國者。倭國之別名也。朝臣眞人者。猶二中國地官尚書一也(下略)。舊唐書に「日本國者倭國之別種也(中略)。長安三年其大臣朝臣眞人來貢二方物一。朝臣眞人者猶二中國戶部尚書一」又杜佑の通典に倭一名二日本一。自云國在二日邊一故以爲レ稱。武太后長安二年遣二其大臣朝臣眞人一貢二方物一。眞人者猶二中國地官尚書一也。などあるを合せ考へて極めて明なりと云ふべし。さてこの支那人に對する特別の塲合には。我が使人も當時早く日本を字音のまゝに讀み。支那人は勿論これを字音にて唱へしなるべく。從て我國にては倭も日本も齊しくヤマトと訓み同一名稱を指示せるにも拘らず。支那に在りては倭と日本とは全く別名にて。倭を改めて日本と爲すなどゝ思惟したるなり。通典及舊唐書の文に據れば日本と云ふ名の支那に於て普通に知られたるは。武后の時よりなりと推測せらる。之に反し韓半島にては全く早くより一般に倭の字と共に此の文字を用ひられ居りしなり。彼の三國史記新羅本紀武王十年の條に「倭國更號二日本一。自言近二日所レ出以爲レ名」と記し。東國通鑑亦全く同一の記事あるは共に新唐書に「咸亨元年遣レ使賀レ平二高麗一。後稍習二夏音一。惡二倭名一更號二日本一。使者自言國近二日所レ出以爲レ名。」とあるに據り更に一層謬りて傳へたるものにして少しも採るに足らず(新唐書の記事固より憑據とするに足らず。但し其の意は咸亨元年(我が天智天皇九年。新羅文武王十年)に於て日本と改め號したりと云ふに非ず。同年よりは以後に於て其の事ありと傳へたるものなり。然るに三國史記。東國通鑑は之を咸亨元年のことゝ誤解し。文武王十年の條に記したるものとす)。東國通鑑の記事が唐書に據れるものにて採るに足らざることは。松下氏及本居大人も早く既に論じ置かれたる所なり。」以上日本號の起原に關し。先輩の考究に基き少しく鄙考を加へて聊か要點と思はるゝ所を略論したり。尙ほ述べたきこともあれとも。冗長に流れんことを恐れ。是れにて筆を擱くべし。議論の誤れる所は之を正し。考說の足らざる所は之を補はれんこと。切に世の學者に望む所なり。」附記ヤマトを日本と書すると略ゝ同じ意にて東とも書したるならんと云ふことは。既に本文の中にも云ひ置きたるが。其の證例は推古天皇の十六年に隋へ遣はされし國書に「東天皇と稱せられ。齊明紀七年の條分註に引る釋道顯の日本世記に。百濟福信獻レ書祈二其君糺解於東朝一と記し。又日本紀に倭漢直を屢ゝ東漢直と書けるなど即ち是れなり。東西文氏と云ひ河內文首を西文氏と稱したるは。東文氏に對して云へるものなること論を俟たず。然れとも大和國高市郡檜前村に居れりと云ふ倭漢直を。皇城の東に居るが故に東漢直と稱すと云ふ舊說はいかゞなり。余輩は國號のヤマトを倭と書くと共に。時に又東とも書たるより移りて大和一國を指せる塲合にも東の字を用ひ。かくて大和國に住せる漢直を倭漢直とも又東漢直とも書せるならんと解すること穩當ならんと思考す。國號のヤマトに用ひたる東の字を大和一國を指示するヤマトに轉用することは。日本の文字を大和一國を指示せしヤマトの塲合にも用ひて。神代紀一書に吾欲レ住二於日本國之三諸山一と書るなどと同例にて少しも怪むに足らずと思はるゝなり。日本號のことを論じたる序に茲に併せ記す」と以上内田氏の說とす。支那人は之を日本。及ジャッポンと稱して之を歐洲人に傳へ。又北部にては之をエーペンと稱せしにより。歐洲人はジャパン。ジャポン或はヤパンと稱するに至れり。

ニツポムイウセムクワイシヤ　日本郵船會社は。明治十八年九月を以て成立せり。是れ舊と三菱郵便滊船會社。及び共同運輸會社の合併せしものなり(イウピム及びセムパク參看)。

ニヌリ　泥塗は。太古よりあり。和訓栞に云く。古事記に。丹塗矢と見えたり。大巳貴命の故事なり。又山城風土記に「賀茂の明神の故事にもいへり。この西土竹王詞の記事に似たり」とあり。工藝志料に。丹を以て箭を塗る是を爾奴利也」といふ。泥に赤色あり。青色あり。黃色あり。白色あり(後世に至ては。金銀及綠青等の數種あり)。以て器物を裝飾す(彩泥を以て。人面を裝ふこと。及彩泥を以て。衣服を染むることは太古にあり)。聖武天皇の御宇。此の際諸寺に於て用ゐる所の圓楪子(蓋ある器物にして。其の內に小器を納る者なり)床子。机。等に多く泥を施す(胡粉を施す者あり。彩泥を施す者ありて一ならず)。又器物及樂器に金銀泥を以て畵く者あり。彩泥を以て畵く者あり。延喜五年醍醐天皇制して。須我流橫刀一柄を造らしめて。伊勢大神宮の神寶とす。鞘の長さ三尺金銀泥を以て花草を畵く。天皇又制して。齋會の時用ゐる處の佛經を盛る囊一口を納るゝ料の細箱は。黑漆を以て之を塗り。金銀の泥繪を作らしむ。因て黑漆金銀泥繪の細箱といふ。爾來金銀泥を以て。器物に畵くこと多し。此の際京師の山崎の工人甑具の小櫃を造り。泥を以て

これに畫きて鬻ぐ。是を山崎の繪櫃といふ。爾來彩泥を以て。翫具の小器に繪く者多し。村上天皇の御字。此の際世人金銀及彩泥を以て塗りたる器物を稱して様器といふ。後花園天皇の御字。此の際都鄙の人竝に菖蒲太刀(木を以て造れる太刀なり)羽子板(羽子板は木板を以て造り。泥畫を作れる者なり。毬子に鳥の羽を挿したる者。これを古幾乃古といふ。羽子板を以てこれを飛揚せしむ)を愛翫す。工人因て之を作り。彩泥を以て之に畫く。寛永年間京師の人。野々宮親重といふ者あり。能く彩泥を以て器物に畫く。頗る風致あり。親重は雛人形を造るを以て業と爲す。一名を立圃といふ。故に時人親重の造る所の泥畫の器物を稱して。雛屋細工といふ。享保年間此の際京師に於て。小兒の玩弄の器物等を造り。眞鍮の泥を以て之を裝飾す。其の工人を稱して鉄泥師といふ。元來塗泥器は塗漆器の如く。世人一般必需のものに非らず。多くは神幣物及翫具に止まる。故に塗漆器の如く。其の業盛大に至らず。而れども國として之を制せざる無し。其の地の工人各業を傳へて今に至る。また同書に。赭土を以て兵器を塗ることは太古にあり。赭土を以て塗る所の箭を丹塗矢といふ。又赭土を以て陶器及石器に畫くことあり。又丹堊を以て宮殿を藻飾することあり(宮殿を藻飾することは。太古にあるを見ず)。而して其の始詳ならず。應神天皇の時。支那及韓人の才技に長ずる者多く歸化するを以て。これを考ふるに。或は支那或は韓人の傳ふる所の者歟。崇神天皇九年天皇神の誨に從て。黑盾八枚。黑矛八竿。赤盾八枚。赤矛八竿を造り。以て神幣と爲す。黑赤と稱する者は。丹墨を以て塗たる者なり。本邦に於て盾矛を塗るに丹墨を用ひること此に始まる。仁德天皇元年天皇都を攝津の難波に奠む。宮垣。室屋。堊色せず。桷。梁。柱。楹。藻飾せず。天皇詔して曰く。私曲の故を以て。耕績の時を留るを欲せずと(按するに私曲の故とあり。皇宮を藻飾するに丹堊を以てすることは。太古よりの故事に非らざるや明瞭なり)。是より後歴世の天皇皆これに倣ひ。皇宮の桷。梁。柱。楹に丹堊を用ひず。養老五年元明天皇(時に太上天皇なり)。詔して轜車は丹青を以て。繪飾することを得ざらしむ。是より先丹青を以て。轜車及棺を彩ることあり。是に至て此の制あり。神龜元年元正天皇令して曰く。上古は土人淳朴にして。冬は穴に住み。夏は巣に居り。後世の聖人代ふるに宮室を以てす。又京師有りて帝王の居と爲す。京師は萬國の朝する所なり。是壯麗なるにあらずば何を以てか德を表さん。其の板屋草舍は中古の遺制なり(按するに板屋草舍は中古の遺制とあれども。而れども草舍は中古の遺制に非らず。太古よりこれあり)。營み難く。破れ易し。空しく民財を殫す。因て五位已上及庶人の營むに堪ふる者は。瓦舍を構へ立て。塗りて赤白と爲せと。本邦に於て大臣より以下。民庶の宅舍に至るまで。丹堊を塗るの制此に起る。而れども此の制を遵奉する者罕なり。此の際河内の大橋に丹を施す。之を左丹塗乃大橋といふ。神護景雲二年春日の神社を奈良の三笠山の下に建つ。本邦に於て神社の柱椽に施すに丹堊を以てすること此に始まる。爾來神社佛閣を建築するに多く丹堊を施す。慶長五年徳川家康兵馬の權を執る。爾ありてより。後諸大名各邸宅を江戸に營む。其の第宅を營むや。壯麗にして。門の柱。梁。及門扉を塗るに。或は丹くし。或は黑くし。又或は周垣に丹墨を施す者あり。本邦に於て武人の第宅に丹墨を施すこと此に始まる。寛永十三年徳川家光更に下野の日光山の山菅の橋を造り。朱を以て之を塗る。安政五年徳川家定海外の諸國と貿易の約を定め。港を武藏の横濱等の諸處に開く。爾ありてより以來。或は家屋の建築を外邦に倣ふ者あり。而て塗て或は碧色と爲し。或は白色と爲し。或は茶褐色と爲し。或は紺青と爲し。或は黃色と爲し。或は淺紅色と爲し。或は淺黑色と爲し。或は紫色と爲す(彩るに皆ペンキを用ひる)。是に於て家宅。門。墻。及橋梁を彩色するの風一變す」と見ゆ。以上に於て其沿革を知るべし。

二八　庭

庭は。平坦なる所に。草木を植ゑ。遊觀に供する場をいふ。家を以て圍める中庭を昔し壺と云ひ。庭に植うる樹木花卉を前栽と云ひ。草木を育つる所を園と云ふ。漢土にては。庭は屋前なりなどいへども。爰ににはと稱するものは。家屋の前後にかゝはりし所にあらず。嬉遊笑覽云。庭。和名抄。考聲切韻云。庭。屋前也。和名爾波とあり。又玉篇に庭。堂階前也。といへる是れなり。門に入て堂に至る迄の間を。庭といへるは本義ながら。こゝにてにはと云は。家の四周いづこまでも。にはと云ふ。場の字をばとよむは。にはの略なり。是にはと云その廣きを思ふべし。萬葉に爾波奈加能(ニハナカノ)。阿須波乃可美(アスハノカミ)などよめるは。人家の庭なり。古事記に。大年神の御子に。庭津日神。次に阿須波神云々とあり。古へ人家の庭に。此神を祭りし事みゆ。庭を作る事。日本紀推古帝二十年。自二百濟國一有二化來者一。其面身皆斑白。臣有二小才一。能構二山嶽之形一。其留レ臣而用。爲レ國有レ利云々。仍令レ構二須彌山形一。及吳樹於南庭一。時人號二其人一。曰二路子工一。亦名二芝耆摩呂一云々。また同三十四年五月戊子朔丁未。大臣薨云々。家二於飛鳥河之傍一。乃庭中開二小池一。仍興二小島於池中一。故時人曰二島大臣一(大臣は蘇我馬子なり)。また齊明紀三年秋七月。都貨邏國男一人。女四人。漂二泊于筑紫一云々。以レ驛召。辛丑作二須彌山像於飛鳥寺西一。且

設二盂蘭盆會一。饗二都貨邏一。同五年三月。云々吐火羅人。共妻舍衞婦人來。甲午。甘檮丘東之川上。造二須彌山一。而饗二陸奥與越蝦夷一云々。同六年五月云々。又於二石上池邊一。作二須彌山一。高如二廟塔一。以饗二肅愼四十七人一云々と見えたり。庭に山水の景を造るを島といふ。蘇我大臣を島大臣といひしも其故なり。又た須彌山を作られしは。始め路子工が爲レ國有レ利といひたるに任せられしより後。度々其事ありしは。故ある事歟(或は盂蘭盆會をなし。又夷人を饗せらる)。佛氏に功德の爲に山を造る事ある歟。是とは異ながら。我國の禮にも。大嘗會に山を作らるゝも。壯觀なこととするなれば。須彌山も同じき歟)。島と云こと萬葉(二十)屬目山齋作歌三首。乎之能須牟。伎美我許乃之麻。家布美禮婆。安之婢乃波奈毛。左伎爾家流可母。伊勢物語。むかしたかきこと申女御云々の條。右大將藤原常行といふ人。いまそかりける。そのみこさにまうて給て。かへさに山科の禪師のみこおはします。その山しなの宮に。瀧おとし。水はしらせなどして。おもしろくつくられたるに。まうて給ふて云々。宮つかへのはしめに。たゝなをやはあるへき。三條の大御幸せし時。一の國の千里の濱に有ける。いとおもしろき石たてまつりき。おほみゆきの後。たてまつられしかは。ある人の御さうしのまへの。みそに居たりしを。島このみ給ふきみなり。この石を奉らむとの給ひて。御隨身とねりして。とりにつかはす。いくはくもなくて。もてきぬ。この石きゝしよりはみるはまされり云々(山科の禪師親王は。仁明天皇の四のみこ。三條の大御幸は。三代實錄貞觀八年三月。右大臣良相の百花亭にみゆきありしなり)。本居氏の說に。屬目山齋云々の山齋は。しまと訓へし。すべて庭の泉水築山を。島といふは古言なり。島山ともよめり。伊勢物語に。島好み給ふ君なりといへるも。庭を好み給ふなり。心字の池。源氏(桐つぼ)。さとの殿はすりしきだくみつかさに。宣旨くだりて。になうあらため造らせ給ふ。もとの木立山のたゞずまひ。おもしろき處なるを。池のこゝろひろくしなして。めでたう造りのゝしる云々。池の心とは歌にも多くよめり。詩にも碧波心裏など作れり。懷といふも同程の義なり。後世心字の形に池を作るは。これらのをより轉りたる歟。古へ石を居るを立といふ。源氏(明石)。所のさまをばさらにもいはず。つくりなしたる心ばへ。木たち。立石。前栽などのありさま。えもいはぬ。入江の水など繪にかゝば。心のいたりすくなからん(入道の家をいふ所)。又松風。前栽ともの折ふしたるなど。つくろはせ給ふ。こゝかしこの立石とも。みなまろびうせたるを。なさけありてしなさば。なかしかりぬへき所かな(大井の家をいふ所)山家集に「庭の石に目たつる人もなからまし。かとあるさまに立しおかずば」。是は山城國大覺寺の東大澤の池にある。庭湖石をよめる也。巨勢金岡か石也といひ傳へり。山家集云。大覺寺の金岡が立たる石を見てとあり。今大澤の池中。有二大石一號二庭湖石一。金岡所レ立石乎。庭湖石とは。漢土の太湖石の名をとりていふにや。後京極殿(良經公)の作庭記に。むかしの上手のたて置たる有さまを。あとゝして。家主の趣意を心にかけて。我風情をめぐらしてしたつべき也云々。廣貴か云。石は荒涼に立べからず。東北院に蓮仲法師がたつる處の石。禁忌を犯せる事一ッ侍る。延圓阿闍梨は。石をたつる事。相傳を得たる人なり。予又その文書を傳へたり。如此相營て大旨を心得たりといへども。風情盡ることなくして。心及ばさる事多し。但近來この事委くしれる人なし云々。高陽院殿修造の時も。石をたつる人。みなうせて。たま〳〵さもやとて召つけられたりしものも。いと御心にかなはずとて。それをばさることにて。宇治殿御みづから御さたありき。其時には常に參りて石を立ること。能々見聞侍りきなど。樹木水石のことども細やかに書れたり。こはその傳へも古く。立花などの後に。作り設たる法とはひとしきものならず(されどもこと是風水堪輿の說を唱へたるなり)云々。庭を作るを山水を作ると云ふ。無名抄。たとへば山水を作るに松をうゑべき所には。岩をたて。池をほり。花をさかすべき地には。山を築き。眺望をなすが如し。東鑑(十二)。阿闍梨靜空が弟子靜玄法師に。二階堂の石を立さする處に。のすぢ鴉會と云ことみゆ。のすぢは野筋なり。鴉會は烏合の義歟。但鵜の羽ほす石と云をもあれば。烏の居集まるべき處の石にてもあるべし。尺素往來に。假山水は。海樣。池樣。泉樣。遣水樣。岩井樣。細谷川樣。枯山水樣。山形。野形。洲濱形。葦手形等。立石は。海川石。野山石。流波石。水分石。逃石。追石。添石。離石。起石。臥石。鷗鷁羽千石。鴛鴦竝居石。三尊形。品文字等。瀧落は。絲落。布落。離落 傳落。重落等。摸二國々名所一令レ建二立之一候と有り。名目大概出たれ共。猶數多あるべし。此內に枯山水も古寫本にも。フルセンスイと訓あるはわろし。枯を古と誤りたる本ありて。後人まがひて點を付たるにや。音にてよむべし。作庭記に。池もなく遣水もなき所に石を立つる。これを枯山水と名付く。その枯山水のやうは。片山の岸。或は野筋などを作りて。それに取付て石を立るなりと有り。神代記に。「青山を枯山となすとあれば。枯山水の枯をからと訓し點は非なるべし。野筋。夫木(二十八)。慈鎭和尙「夏木立庭の野すぢの石の上に。みちて色こき深み草かな」。又た按るに今庭に【せんすい】といふは。もと山水なるを池にのみいふは非なり。そは泉水の心にや。

池は泉のみにもあらす。前栽は庭前に草木を植たるを云ふ。其料にすへき草木をいへるは。藤原長能集。嵯峨野に前栽ほりにまかりて「日くらしに見れともあかず女郎花。野へにやこよひ旅寢しなまし」。枕草紙。御まへはつぼなれは。前栽などうゑませ結ていとおかし。又前栽合などあり。今俗前栽を野菜にのみいふは非なり。【つぼせんざい】徂徠のたゝろへしに。梨壺桐壺は壼ととり違へたるなり。壼は音こん。壺は音こ也。壼は字書に宮中之路とあれば。梨つぼ。桐つぼ抔の類。皆壼の字なり。つぼの碑も古へ鎭守府の庭にあれば壼の字なり。今も壼前栽勿論ならん。俗にも庭を壼の中と云り。之をかり用たる古言なるべし。萬葉(十四)。宇惠多氣能毛頭左倍登與美は植竹也。同(十九)。吾屋戸能植木橘。(二十)に宇具比須波。宇惠木之樹間乎云々とあり。又古事記景行天皇の記中に。意富迦波夏能宇惠具佐とは。大河原の植草なり。今俗には竹木草木をみな植木と云ひ。それを商ふものをうゑ木やと云ふ。さて植木とは人の植たるのみをいふにもあらず。生ひ立てあるを謂なり。竹も草も然り。庭に砂を敷と有り。京師淨土寺村慈照寺は。慈照院義政公閑居の處なり。東山殿と稱す。方丈の東北に書院あり。同仁齋と云ふ。此處四疊半敷なり。後世茶室四疊半は。是に本づく。方丈の南は庭にて。二重の閣あり。いはゆる銀閣なり。庭上に白砂を圓く敷たり。昔より敷來りしに。銀閣は大北山なる鹿苑寺の金閣を摸されたりとかや。金閣は鹿苑院義滿公退居の處。後小松院行幸ありし時造られたり。足利治亂記。應永十五年前相國義滿入道道義公。當春北山花叡覽に備らるべしとて。北山の處に殿を十三處かまへ。天子御座の殿をば八棟に作りて。八龍を立て金色に彩りたり。御殿の西北の二方には。早咲の櫻を竝樹に植させ。其間の庭には五色の砂を鱗形にしきと有り。然らば銀閣の庭の敷砂古體なるべし。舊本今昔。寛蓮碁打の女に値ふ物語に。前の庭に籬結て。前栽をなむ可笑く植て。砂など蒔たり。賤の小家なれども。故ありて住なしたりとみゆ。圓珠菴雜記に。まさごいさごゝまなごすなご皆同じ。されば石はすこし大きなるべし。萬葉には多くまなごとよめり。後の歌にすなご。すなとはまれによめり(狹衣に宰相中將の妹大將の堀川殿にわたりたる處。庭のまさこの白かれかと見えたるに。木草のたゝすまひ迄も。なへてならず云々)。落窪三條の家作りたる處に。げにみれば作り樣いとあらまほしう。すなごしかせすだれかけさせなど云々。夫木集。光俊の歌「秋風に軒ばの椎の落くれば。庭に黑石よくかとそみる」。石は白黑なにをも蒔べし。茶人はなち黑をかこひ茶室の外に竝へて數すくなきは。物ほしそうにてあしゝ。又色々形をなして蒔ゑとは。作庭記に。砂のゑとは云はざれとも。河の汀の白濱はすさきの如くとがり。くはがたの如くえり入べきなり云々。又島姿の樣々。山島。野島。杜島。磯島。雲形。霞形。洲濱形。片流。干潟。松皮等なり云々。霞形二かされ。三かされにも入ちかへて。ほそ〲と。爰かしこたされわたり。みゆべきなり。これも石もなく。うゑ木もなき白洲成べし。【洲濱形】は。常の如し。但さうるはしく。紺の紋などの如くなるはわろし云云。【松皮樣】は。まつかはすりの如くちがひたる樣にて。たきれぬべきやうに見ゆる處あるべしと有り。其の地の形を樣々に作るとのみにあらず。【白濱】といひ。【白洲】といふ。みな砂を蒔ところとしらる。【松皮形】などは。鱗形に近かるべし。松皮とて紺屋の染かたのやうなるは嫌ふ由。さも有べし。康富記に。康正二年十月八日。立砂下知云々などあるは。今も貴人の通行する處。また神祭に大路を淨め。水うち砂を置て。神輿をわたす。是を盛砂といふ是なり。又武家の玄關前などに。小石を敷。これをしらすと云は。もと白洲よりいひ來れる歟。また白砂の下署にや。徒然草に。庭のはかざるにとみに鋸屑を散たるをいみじと思ひけるは。はづかしかりき。庭の儀を奉行する人。かはき砂を設くるは故實なりといへる事あり。常には形よく一處に積立て。かやう用意ある成べし。犬子集に(休甫)「卯花は庭にちり敷白砂かな」。又芝を種るに。地の形よく限りしたるを切芝と云にや。又芝生を切て。道を作るをも云べし。夫木。芝を「百敷の庭のきり芝ふる雪に。これを限とぬれし袖かな。光俊」。云々。【庭に松葉を敷こと】今人は霜除のためと思へり。もとさにはあらすと見えて。貞德御傘に。爐次に松葉まくも。赤葉なれども。其志は松を愛してする事なれば。植物になるなり云々。因云。江戸にて塵捨ること。明曆元年未十一月。永代浦に札立置候。此處に芥捨可申事(寛文五年巳四月五日。ごみ捨賃。向後は。節句前に其町々名主方迄。芥捨之者取に參候間。名主方に其前かどに集置。相渡可申候。同五月十六日。今度町中へ芥溜被仰付候。其內へ捨可申候云々。寛文七年未五月九日。延寶九年酉六月晦日。同年十一月一日。元祿九年子四月朔日。又同十二年卯三月十九日抔。ごみ捨の事に付て御觸有)。園治といふ書有り。表題に名園巧式奪二天工一としるせるは。書賈などの名つけしなるべし。崇禎辛未自叙あり。作者許無否とあり。もと畫人といへり。關同荊浩が筆意を好めり。畫工は此わさに巧なる者あるべし。されば今昔物語に。百濟川成と云ふ繪師あり。世に竝なき者なり。瀧殿の石もこの川成が疊みたるなり」と見えたり。さて園治與造論に。世人專ら匠を鳩るを要とするは。三分は匠。七分は主人といふ諺を聞ざるにや。古へ公輸が奇巧。陸

雲が精藝も。其人みづから斧斤を執りしものにはあらじ。匠者はたゞ彫鏤排架の巧精しきのみなり。凡造作は。かならず先地を相て基を立。廣狹を量り。方曲に隨ひて宜きを得べし。拘泥すべからず(風水家の說などをは用ひざる事知るべし)。是主人七分の所なり。但し園林は主人は什が九にして。匠者は什が一なるべし(凡園林は因借の二つに巧なるべし。これ匠作の爲べきにあらず。もし主人其事に不堪ならば。よき人を選みて用ふべし。因とは。基勢の高下。體形の端正に隨ひて。木の礙檼を删し。泉石互に相資け。或は亭を立。あるは榭を作る。其宜にかなふべし。借とは。園の內外を分つといへども。景を得むとは。遠近に拘ることなく。晴巒聳秀。紺宇空を凌く。極目俗ならば。これを屛く。是巧にして體を得るものなり。又云借景は。園林の最肝要なり。遠借。隣借。仰借。俯借。應時て借る。物情逗る所。目寄て心期す。其意筆の先にありて。描寫するが如しなどいへり。年山紀聞に。萬葉(二十)家持歌「八千種に草木をうゑて。時ごとにさかむ花をしみつゝしのはな」。御釋。歐陽永叔種レ花詩云。淺深紅白宜二相間一。先後仍須二次第栽一。我欲二四時攜レ酒去一。莫レ敎三一日不二花開一。これ國は和漢をわかち。人は先後を隔てたれど。よく似たる歌なり。小庭にても。四時花を見むと思はゝ。草花にしくはなし。花壇を作り。時節の花を。何にまれ植かへ〳〵せむは。生花に勝れり。類柑子。家々の名所といふ條。勝概奇絕をつくされたる殿づくり。表はいらかにし。茅にして。遠石兩公の物數寄をふるはせ給ふ。庭山は細川殿の國石。土佐殿の良材。島津殿の蘇鐵。家々領分の名木をあつめ云々。鄙の住居をやつして。春耕し秋收る業。五十三次の羇褪をまふけ云々と云るは。世に名高き名苑と聞えたり(明和二年千柳點前句附「雲すけのないが御庭の不足なり」)。八景。白石手簡に。八景の始は宋人歟元人歟にて。宋復古と申畫工山水に妙を得たるか。一軸を畫けり。凡一代の絕作に候を。人々其興ある處に名を題して。終に八ツの名出來候と申。是より好事の人詩をも題詠し。それを又八ツとし候。亞は沈約が八詠樓に倣ひ候共申し。李太白の金華開八景と申一句により候共申歟。本邦にて取はやし候は。東山公方の御物の。玉澗が八景候故と聞え候。されと此方の景をそれに擬しけるは。慶長。元和の比ほひ。京の圓光寺の長老。故有て近江蟄居の時に。近江の景を瀟湘八景の題を用ひて撰され候を。時の堂上衆歌も侍らひしか。是近江八景と申物に候。是より國郡は偖置。當時大名旗本衆中の別業山莊等に。八景のなきは無き樣に成來り。爰かしこより詩なと心得る者。歌など心得候者に。詩歌を望まれ候。異國に八景と名付候に。十も二十も候。八ツに限らぬ事に候。或は詠と云。或は勝又境又絕とも申。其名其數も定らぬ事勿論に候。本邦世俗に景としては。夜雨。秋月。歸帆。落鴈ならぬはなく候。餘り不雅なる事にや云々」。また玉勝間に。世に八景といふことの。こゝにもかしこにも多かるは。もともろこしの國の。なにがしの八景といふをならひて定めたる。近江八景ぞはじめなるを。又それにならひてなりけり。さるはむげに見どころもなきところをさへに。しひて入れなどしたるがおほかるは。いかにぞや。まことにその景を賞とならば。けしきよきかぎりをとりてこそさだむべけれ。その數にはさらにかゝはるまじく。いくつにても有べきに。數をかたく守りて。かならず八ツにとゝのへむとしたるこそ。こちたくおぼゆれ」と見ゆ。八景といふこといかにも俗を免れず。また嬉遊笑覽云。世に【假山】を作るに。四條。嵯峨の二流有といふ。四條は後嵯峨の御門を云。嵯峨流は。天流寺開祖夢窓國師。水石を好みて造りたる庭多ければ。それより出たる也。京師には古き庭とも。今に遺りたる多し。雍州府志に。雙林寺(東山)寺中文阿彌が庭。また紫野大德寺の大川院の假山は。いづれも相阿彌が作る處。龍安寺方丈は。もと細川勝元の書院にて。其庭の水石。みな勝元の布置なりとぞ。又紀伊郡遍照心院の條下。大通寺方丈。有二假山一是謂三小善之所二經營一也。南都春日山中院屋之假山。稱二善之所レ作。然則對二此善一。稱二小善一者乎。善未レ詳二僧俗之別一也とみゆ。遍照心院は。大通寺といふ尼寺なり。俗に六孫王といふは。經基の住所にて。其社あればなり。小善といふは比丘尼の名のやうに思はる。庭石は。今の如くありく路の敷石の如くするは。茶室などより起りしにや。もとは立たるゆゑ。立石といふ。それに立かたわろければ。たゝる事など有と云は。漢土風水の說によれりとみゆ。また立石は。太湖石を置をなども擬したるべし。宋の代は。風水堪輿の說行はれたる時なれは。入宋の沙門等傳へたる事多からむ。

【名園】さて古來遊園の名高きは。主上御遊覽の地なる神泉苑なり。雍州府志に云。神泉苑。在二二條南大宮西一。古所謂乾臨閣之跡。而主上遊覽之地也。弘法大師於レ玆祈レ雨。是則世人之所二遍識一也。爾後爲レ寺。今池水殘。中島有二辨財天宮並寶塔一。東寺寶菩提院知二寺事一。」また此の外源融大臣の六條河原院の如き。金閣寺。銀閣寺。修學院のごとき名園は。數ふるにいとまあらず。岡山の後樂園。廣島の泉亭。水戸の後樂園。東京にては吹上の御苑。および濱の延遼館なり。此外は舊水戸邸の後樂園なと有名なり。吹上。濱苑の由來は。小宮山綏介の建置考いと悉せり。今これを下に抄す。【吹上苑】は舊幕朝のときに於て。特に嚴密の地に係り。外人の

得て窺ふ所にあらされは、曾て其始末を紀述するものなし。然るに維新の後。其鎖鑰を撤し。華族及官吏を限り。縱覽を許されたれは。余輩も亦其勝概を輿り觀るとを得たり。於是舊記の載する所を採拾して。其沿革を考證する左の如し。吹上の地は大城の西郭にして。其區域甚た濶からす。然れとも其地名凡そ六七あり。天正以前は局澤と稱し。善福寺。聖德寺。東光院。地藏院等(今竝に淺草に在り)の十六寺ありしか。德川氏東遷の初。皆之を外に移さる(天正日記。江戸圖說)。其跡は悉く第宅となり。地方の吏。多く此に居たれは。乃はち代官町と云へり(台德院殿實記。慶長古圖)。又松原小路と云へるは。昔時平川より麹町に通せる松原の大道なり(落穗集追加)。貉穴と云へるは。半藏門の內より城垣に沿て北に入る袋町なり(江戸方角。安見圖鑒。或は鼠穴の稱は。吹上門の外。紅葉山の下に至るとも云ふ)。木立と云へるは。駿河大納言忠長の居館の地なり(紫の一本。寛文七年屋敷付。舊說に越前中納言秀康の第とするは非なり)。又北の丸と稱するは。專ら西北桔橋の外を云ひ。馬場曲輪と稱するは。竹橋の內を云ふなり(文昭院殿實紀。萬年記)。而して吹上の名は。寛永の頃より西城なる西門の名に稱せしを以て。最も古とすへし(當家記年錄。後見草)。蓋し高峻の地の池沼に臨み。風の下より吹上るより此名ありと云ふ(南向茶話。吹上の名。或は苑中に跳水あるに起ると云ふは非なり)。初め大猷公の時。北の丸に(今の矢來門の內)花畑あり。其內に一亭あり。花畑御殿と云ふ。庭作芥川小野寺か預る所なり。此を吹上の苑の由て始る所とす(君臣言行錄。御府內備考)。此花畑は。常憲公の時に至り猶存せしが。元祿。寶永の間に。公新たに北の丸に一殿を構へ。以て菟裘の所となさんとのことにて。吹上門の外。及半藏門と竹橋との間なる邸宅を外に移し。悉く其地を夷け。分て三部となし。壘を築き濠を環らし。松平出羽守綱周。阿部對馬守正邦。脇坂淡路守安照。鍋島紀伊守元茂に命して。其工役を助けしめたり(今吹上入口の內なる箱土手と云ふは。其舊迹の遺れる也)。然るに會〻公薨じて其事果さず。或は北丸上覽所の如きは。既に落成したりとも云ふ(憲廟實錄。文露叢。折焚柴記。御府內沿革圖書)。文昭公代て立ち。新殿の工事は停められたれとも。其地は遂に一の苑囿となり。更に拓修して。北は城垣の下。東は北桔橋の外に至れり。松平大和守基知。稻葉丹後守正往。松平安藝守吉長。有馬玄蕃頭則維等。其工役を助けたり(文昭院殿實紀。御府內沿革圖書)。紅葉茶屋。瀧見茶屋。田舍茶屋。松の茶屋。地主山亭。清水觀音堂。瀧の宮。元馬場等は。皆此時に成り。吹上花畑奉行も。此時に置れたり(有德院殿實紀。紳書。守囊。史徵)。於是代官町以下の名は皆廢して。專ら吹上御庭と稱し。上覽所の邊をは。馬場曲輪と稱したり(文昭院殿實紀)。既にして有德公の入て嗣がるゝに及ひ。其茶亭の稍〻華靡なるもの。及堂社の類は毀ち去り。僅に一二の小亭を存して。止息の用に供せらる(兼山麗澤秘策。御府內備考續編)。此時に新構には月光院(有章公生母勝田氏)の居館を置き。其外は學問所。綺所。天文所。鞠場。射場。鐵砲所。火術所。染殿。織殿。藥草製所。酒造所。菓子製所。沙糖製所。穀物取集場。緜羊飼立場の類を設け。櫻。楓。松。槵。栗。竹。甘藷。人參。茱萸の屬を植ゑられし也(有德院殿實紀。明良帶錄。江戸圖解集覽。事迹合考。吹上古圖)。按に學問所以下は惇信公浚明公の間に廢せしにや。天明以來の圖志には已に見えす。櫻。楓。松は飛鳥山及向島の堤に移し植ゑられたるもの是れなり)。然れども又梅の腰掛。鳩の腰掛。煉土腰掛。三角柵の物見。花壇馬場。竝に其吹水等は此公の時に成りしと云ふ(守囊)。尋て惇信公の時に新構茶屋。新構の池。作兵衛瀧。新馬場等の設あり(守囊。樹の下露)。其後文恭公の時に及て。益〻修造を加へられ。諏訪茶屋。田舍茶屋。竝木茶屋。新植木茶屋。藥草畑腰掛。藤棚前腰掛。六本縱腰掛。在鄉家。見合所等は。皆當時に成しもの也(守囊。樹の下露。吹上御庭記。吹上役所舊記。文化十年吹上圖)。如此にして幕朝の世を竟へ。明治維新の後は禁苑となりしが。此前後に廢したりしもの多くありて。七年十二月。始て縱觀を許されしときに。現存せしものは。茶屋は諏訪。紅葉。瀧見。花壇。竝木。腰掛は地主山。其他は兩馬場の馬見所。及上覽所等に過きざりしなり。余嚮きに御苑に入りしとき。即事の詩十數章あり。其中に今日洞天無二鎖鑰一。宮花官柳任二人探一と云ひしも。一時の事となり。今日は復縱覽を停められしのみならす。近頃皇居を其內に營造せさせらるへしとのことなれは。舊時の地形も必す大に變すへく思はる。因て其略を叙述して。他日舊事を談するの資けとなすと云爾。吹上の地は。廣さ凡そ十萬三千八百六十九坪あり。之れを三部に大別して。吹上門の外を新構と云ひ。今の圓馬場の在る所を廣芝と云ひ。瀧見の處を田地と云ふ。又花壇茶屋の在る所を花壇と云ひ。新構と廣芝との間を舊花壇と云ひ。上覽所の在る所を上覽所構と云ひ。道灌堀に沿ひし一帶の森林を裡山と云ひ。代官町に沿ひし竹林の間を。竹の裡山と云ふ。是其小別なり。其他丘陵。池溝。畑林。門橋以下木石の類に至まて。之を摟擧すれは。蓋し數十百に下らさるへし云々。」【涓苑】同氏の考に云。德川氏開府以降。府內及武相。上總三國の間に置く所。御殿と稱するもの凡そ三十二。茶屋或は腰掛と稱するもの三十五あり。大抵將軍遊獵の時。以て止息の用に供するに過ぎす。時に元祿中。常憲公殺生を禁

せられし時に皆廢せり。其後有德公の時に再修せられしもありしが。是亦久しからすして廢したり。只濱苑は則はち然らす。建置以來百七十年を閲し。德川氏の世を竟へて。遂に朝廷に歸し。現に離宮となるもの。蓋し偶然にあらさるなり。【濱苑】の地は。寬永の頃は蘆葦叢生し。將軍鷹獵の處たり。慶安三年九月。嚴有公之を松平左馬頭綱重に賜ひ。海際を築立て下屋敷となさしむ。凡そ一萬五千坪(嚴有院殿實記。濱の眞沙。此年月は江戸圖說に四年九月とし。御府內備考には承應三年八月とし。備考一說には明曆三年九月とし。嚴有院殿實紀には。萬治二年三月とす。甲府日記を按するに。眞沙の說是なるに似たり。今之に從ふ。按に此地は今の延遼館の邊なるへし)。之を甲府濱屋敷。或は海手屋敷と云へり(御府內備考)。寬文四年閏五月。地二萬九千五百三十五坪を增給せらる。(是今の新錢座に隣りし所なるへし)。於是又海際を塡め。新に殿宇を設く(甲府日記)。既にして綱重薨し。子綱豐嗣く。是を文昭公とす。公の入て世子たるに及て暫く西丸御用屋敷と云ひしか。尋て改て濱御殿と稱せり(御府內備考)。寬永四年。修理を加へ。淺野土佐守長澄。其工役を助けたり(常憲院殿實紀。按に此時益修築して苑地を廣めしなるへし。是より先。寶永二年。內海澪筋の疏浚あり。其海沙を以て築立しよし。享保十八年廻船問屋舊記に見ゆ)。中島茶屋。海手茶屋。清水茶屋。觀音堂。庚申堂。及大手門並に橋等は。蓋し此時に成りしものなり(文昭院殿實紀。濱御殿舊記。濱苑紀勝。大手橋銘。按に江戸圖解集覽に。更に山中茶屋。瀧見茶屋の名を載すれとも。何時に設けしものか未考)。又濱御殿預りをも濱御殿奉行と改めたり(正德武鑑)。既にして有德公の時に及ひ。享保四年九月。吏員を沙汰し。百三十七人を減して。二十五人を存せり(濱御殿舊記)。九年正月。災に罹りて茶亭以下多く燬けたり(有德院殿實紀)。十四年五月。交趾國進貢の象を檻養す(其の後之を中野村に移す)。九月。阿蘭人ケイツルを留宿せしむ(濱御殿舊記。太平年表。按に翌年三月に至る)。十六年四月。中の門及橋。災に罹る(正寶事錄)。十七年より安永元年迄の間は。壽光院(常憲公側室藤原氏)。蓮淨院(文昭公側室四條氏)。法心院(同上太田氏)。五十宮(浚明公夫人)の居館を置かる(享保年錄。太平年表。此館は倶に新錢座門の內に在りしと云ふ)。又織殿。藥園(藥草四百餘種を栽う)。沙糖製所。鍛冶小屋。火術所。大砲場等を設けられしも。略吹上苑に同し(晃山拾葉。濱御殿舊記。江戸圖解集覽。濱苑紀勝。小川泰覺書。按に當時茶亭の類には。或は廢したるもあるべけれとも。今考る所なし)。其後文恭公の時に及ひ。更に修治を加へられ。燕の茶屋。松の茶屋。藁葺茶屋。御亭山腰掛。松原腰掛。五番堀前腰掛。鹽濱藁屋。新錢座東屋等は。皆此公の時に成りしものなり(濱御殿舊記。濱苑紀勝)。但し籾倉は松平越中守定信。執政の時に設けて救荒に備しものなり(濱御殿舊記。濱苑紀勝)。如此にして四代を閲し。幕朝の末。乃ち慶應二年十一月に。濱御殿奉行を廢して。海軍奉行の所管となし。始めて洋式を摸し。石室を築き以て海軍所となす(明治二年に至て落成す。木村芥舟說)。然るに明治維新の八月に至て。之を朝廷に致せり。初め軍務官。外國官。遞に之を管し尋て東京府に屬し。二年五月。石室の地を割て。復外國官に歸す。始て延遼館と名つく。三年閏十月。苑地を以て宮內省に屬し。是より以降稱して濱離宮と云へり(濱殿一件。類聚法規)。按に幕朝の季。內外多故の際は。此苑一時荒頹に委し。其の間に腰掛の如きは。皆な廢せしと見えて。七年十二月。始めて縱覽を許されしときに。現存せしものは。中島。海手。燕。藁葺の茶屋。其の他は役所。籾倉等に過きさりしなり。幾はくもなく縱覽を停められ。尋て中の門。中の橋等。總て一新したれは其內の亭館も定めて修補を加へられしなるへし。さて此苑及ひ吹上共に。常憲公の時に起りしに似たれとも。其實は文昭公の時に成りしものなり(新井白石之れを諫めしよし。麗澤秘策に見ゆ)。其の後有德公の時に。一たひ廢して文恭公の時に重ねて修せられ(但し吹上は惇信公のときに小修あり)。而して維新の後。倶に御苑となりしなり。」附言。濱苑の地は。廣さ凡そ七萬一千八百七十五坪あり。其南は乃ち園池。北は延遼館。東は田舍。西は新錢座(新錢座門內の畧)なり云々。」右吹上。濱苑は。その結構のおもなるを以て爰にあぐ。餘は枚擧に遑あらず。

ニハカ 俄。(チヤバムを見よ)

ニハカマド 庭竈は。正月元日爐を庭上におき。其傍に藁疊をしき。一家團欒として雜煮を祝ふ習俗あり。これを庭竈といふ。これは西京。南都其外諸々在方に行はれしことにて。江戸などには此事を聞かず。」日次紀事云。庭竈置二火爐於庭上一。合家鋪レ席而團坐。是謂二庭竈一」また骨董集に。世間胸算用(元祿五年印本)卷之四云。正月奈良中の家々に庭ゐろりとて。釜かけて燒火して。庭に敷物して。その家の內旦那も下人もひとつに樂居して。不斷の居間は明置て。所のならはしとて。輪に入れたる丸餅を庭火にて燒喰もいやしからず云々」と見えたり。これにて昔の庭竈のさま考へおもふべし。これ地火爐の遺風なるべし。元祿二年の句。高き家にのぼりて見ればの御製のありがたきを今もなほ。「叡慮にて賑ふ民や庭竈。芭蕉」。五元集拾遺。「庭竈牛も雜煮を居りけり。其角」。是等の句もあれば。庭竈は奈

良のみにかぎるべからず。蓋し奈良が其原にやあらん。江戸吉原に。今も正月庭の燒火といふ事あり。これにさまゞゞ附會の說ないへども。實は庭竈の遺風なるべし。昔おこなひし樣を聞に。奈良の庭竈のおこなひにかはらず。元吉原の比より傳へたる古きならはしなるべし。今は庭にて燒火するのみ也。」又續古事談(卷一)。一條院の御時。臺盤所にて。地火爐ついでと云事あり云々。」榮花物語。玉のうてなの卷に。御厨子所のかたを見れば云々。又たもとあけたるほうしばらのつきゞゞしき五六人。ちひろのもとにゐなみて。おものゝことゝいそぐめり。」新撰字鏡。爐の字の訓。火呂とあれば。ちひろは地爐といふが如し。とにかくに近き世の庭竈は地火爐ついでの遺風なるべし。居士の煖爐會にも似たり」といへり。和訓栞云。南都は富家貧戶を別たず。家の入口なる庭に圍爐裡をかまへ。藁わらあつく疊しき。家の夫婦そこに出て。拜年の客を待す。門には必ずむしろを垂て。賀客案內すれば。請し入れて家の妻雜煮を饗す。」また嬉遊笑覽云。正月の庭竈。むかしは奈良のみならず。いづくにもあり。內田順也が五節句といふ物に(貞享戊辰)。庭竈在家に常の竈の外に。庭に新敷圍爐裡の大なる樣に拵る。寸法大小家の勝手あり不定なり。其の廻りに家來ども寄集り。薪を燒き。茶。酒。餅。蛤等を喰て。三ヶ日遊ぶ事なり。今も吉原には正月庭火とてこの事あれど。庭にて燒火するのみなりとぞ。風流徒然草。大晦日條。家每に庭火たきて餅。蛤燒など。この頃江戶にはなき事を。よしはらの內にはなほすることにしてありしこそ賑なりしか云々」などいへるを以て其狀を知るべし。江戶には新吉原にのみ。此遺風あること。上に引る書どもにいへるがごとし。

ニハトリ 鷄は。上代ニハツトリ。カケ。また常世の長鳴鳥などいひて。ことに賞せし所のものなり。カケ其の本名なれとも。後世單に庭鳥と呼べり。和訓栞云。にはとり。庭鳥の義。人家に住なれし鳥也。日本紀の歌に。「にはつとり」ともよめり。「つ」は休め字なり。雌のみにて雄なくとも卵を產す云々。むかしは大神宮にも供せしにや。儀式帳に。鷄幾羽。卵幾丸といふこと見えたり。水に溺れたる死骸をたづぬるには。舟にのせて浮むれば。尸骸あるところにて。時をつくるといひ傳へたり。諏訪にても。沈沒の人あれば。此法を行ふとぞ。」【產卵せざる鷄を水に浸すこと】病の爲に鷄の夜鳴するを不吉とし。又とやに付て產卵せざる鷄をば。共に水槽に入れて冷すときは癒ゆ。伊勢物語の東の鄙歌に。くだかけ(腐りたる鷄の意)を夜の明けば水槽にはめなんと云ひしは。其夜鳴か痿せんとの意なりと云へり。

【唐丸】とよぶは鶤鷄也。冠の大。鋸齒の如きを大鋸と呼へり。逆毛生たるを反毛鷄と云。【暹羅鷄】あり。紅毛鷄あり。菊鷄。近年渡來す。【烏骨鷄】あり。吐綬あり。【矮鷄】あり。南京と呼ふものは至て矮也。倭產を地鳥といふ。鷄は鬪を好む。地鳥の唐丸に勝つもの多し。」さて古事記(岩屋戶の段)に。集二常世長鳴鳥一令レ鳴云々。本居氏曰。鷄をいふ。常世は常夜にて。常夜往時に。集て鳴せし鳥なるをもて。後に負し稱なるを。其の始へ廻らして如此云るなり。長鳴とは。凡て鷄は他鳥よりも。鳴聲のすぐれて長きものなる故にいふなり云々。また同記。八千矛神御妻問の歌に。爾波津登理迦祁波那久(ニハツドリカケハナク)とあり。本居氏曰。庭鳥鷄者鳴(ニハツドリカケハナク)なり。此鳥の本名カケなるを。人家の庭に住む故に。庭つ鳥と枕詞に云ること。野つ鳥と同し。然るを後には庭鳥とのみ呼て。カケてふ名は失ぬ云々。」さて此鳥。中古は食物には爲さゞるを。近來人々これを食し。幼鷄の肉をばカシハとて賞せり。肉及び生卵等に供給の不足を現はし。明治二十年頃より年々支那より食用の卵を輸入するより。養鷄の畜產家とみに增加し。各國諸種の洋鷄を輸入して。肉用或は產卵の目的を以て飼養法に改良を加へ。各國飼養法の長短を折衷して近ごろ大に面目を改めたり。夫れがため家禽協會。同共進會。博覽會。品評會。或ひは家禽雜誌等を發兌して。家禽家有益の記事を揭げたり。今同誌に云ふ家禽の種類の條に。編者曰く。左に揭くる記事は。千八百九十年刊行米國家禽雜誌を抄譯し參考の一助とす。○アンダルシャン(Andalusians)○暗色ブラマ(Dark Brahma)○淡色ブラマ(Light Brahma)○眞黑交趾(Black Cochins)○淡黃色交趾(Buff Cochin)○油羽交趾(Partridge Cochin)○ピーコーム油羽交趾(Peacomb Partridge Cochin)○純白交趾(White Cochin)○クレーブキヨル種(Crevecoeurs)○亞米利加ドミニツク(America Dominiques)○各色ドルキン(Colonned Dorkins)○銀鼠白ドルキン(Silver Grey Dorkins)○純白ドルキン(White Dorkins)○反羽種(Frizzled)○眞黑鬪鷄(Black Games)○赤柏鬪鷄(Black Breasted Red Games)○赤鶉鬪鷄(Brown Breasted Red Games)○柹赤鬪鷄(Red Pile Games)○銀色淡黑翼鬪鷄(SilverDuskwing Games)○純白鬪鷄(White Games)○黃色淡黑翼鬪鷄(Yellow Duskwing Games)○スマトラ種眞黑鬪鷄(Sumatras Black Games)○眞黑ハムボルグ(Black Hamburgs)○金覆輪ハムボルグ(Golden Penciled Hamburgs)○金色碁石ハムボルグ(Golden Spangled Hamburgs)○銀覆輪ハムボルグ(Silver Penciled Hamburgs)○銀色碁石ハムボルグ(Silver Spangled Hamburgs)○純白ハムボルグ(White Hamburgs)○ウ

ーダン種(Houdans)〇眞黒ジャバー(Black Javas)〇モットルド、ジャバー(Mottled Javas)〇ラー、フレッシュ(La Fleche)〇ラングシャン(Langshans)〇眞黒レグホルン(Black Leghorns)〇ロースコーム眞黒レグホルン(Rosecomb Black Leghorns)〇ブラウン、レグホルン(Brown Leghorns)〇ロースコーム、ブラウン、レグホルン(Rosecomb Brown Leghorns)〇ドミニック、レグホルン(Dominique Leghorns)〇ロースコーム、ドミニック、レグホルン(Rosecomb Dominique Leghorns)〇純白レグホルン(White Leghorns)〇ロースコーム、純白レグホルン(Rosecomb White Leghorns)〇赤栢マレエー(Reack Breasted Red Malays)〇プリーモース、ロックス(Plymouth Rocks)〇金髯ポーリッシュ(Bearded Golden Polish)〇白髯ポーリッシュ(Bearded White Polish)〇銀髯ポーリッシュ(Bearded Silver Polish)〇淡黄覆輪ポーリッシュ(Ruff Laced Polish)〇金覆輪ポーリッシュ(Golden Laced Polish)〇銀覆輪ポーリッシュ(Silver Laced Polish)〇白覆輪ポーリッシュ(White Laced Polish)〇白毛冠眞黒ポーリッシュ(White Crested Black Polish)〇ランプル種(Rumpies)〇露西亞種(Russians)〇シルキー(Silkies)〇白面眞黒スパニッシュ(White Faced Black Spanish)〇ソルタン(Sultans)〇ワイヤンドット(Wyandottes)〇バンタム種(Bantams)〇黒色スマトラ鬪雞(Black Sumatras Games)〇ゴールデン、デライト、ジャパニス種(Golden Delight Japanis)〇金色セブライト(Golden Seblight)。」純白雞類〇白色レグホルン〇白色コーチン〇有毛脚白色バンダム〇薔薇冠白色バンダム〇白色ドルキング〇白色ゲーム〇白色ハンブルグ〇薔薇冠白色レグホルン〇白色ポーリッシュ〇サルタン〇白色種類中有毛脚白色バンダム及白色ポーリッシュの二種は其長く且つ美麗なる毛冠を以て最も世の賞賛を博す。」黒色鷄類〇薔薇黒色バンダム〇黒色コーチン〇クレヴキョール〇黒色ケーム〇黒色スマトラ、鬪雞〇黒色ジャワ〇ラ、フレチッ〇ラングシャン〇黒色レグホルン〇薔薇冠黒色レグホルン〇ルシアン種〇黒色スパニッシュ〇黒色ハンバーク〇若も白毛冠黒色ポーリッシュをして黒色と見做し得べくんば是又此種類に編入せん。」産卵用種類〇レグホルン〇ウーダン〇スパニッシュ〇ハンボルク〇ドミニキュー〇アンダルシヤン〇ゲーム〇ジャワ〇ポーランド等を以て産卵種中最も良好なるものとなす。」孵化用種類〇ケーム〇プリモース、ロック〇ドミニキュー〇ドルキング〇ワイアンドット〇ブラマ〇コーチン等は共に孵化せしむるに足ると雖。ブラマ及びコーチンは其體格甚た偉大に過き。爲めに卵を壓し潰し。若くは雛兒を踏むの憂あり。若しレグホルン鷄にして巣に着くものならしめば。最も恰好なる母鷄となるものならん。」肉用種類〇ブラマ〇ワイアンドット〇プリモースロック〇コーチン〇ウーダン等にして。總て脚色の黄なるものは世人の嗜好に適し。又ブラマの雌とレグホルンの雄との雜種は肉用として最も世に賞せらる。」卵の色〇ワイアンドット〇プリモース、ロック〇ラングシヤン〇ブラマ及ひコーチン等の卵は黄色或は暗色を呈しレグホルン〇スパニッシュ〇ウーダン〇ゲーム〇ジャワ及ポーリッシュ等の卵は常に白色を呈す。」五趾を有する種類。五趾を有するものに七種あり。即カラード、ドルキング〇シルバー、グレードルキング〇白色ドルキング〇ウーダン〇赤栢マレー〇シルキー〇サルタン等なり。又バンダム種中には五趾を有するもの絶てなし。」有毛脚種類〇ブラマ二種〇コーチン五種及びラングシャン〇シルキー〇サルタンの三種其他白色バンダム〇ペキン或はコーチンバンダム等の十二種は總て有毛脚の種類とす。」毛冠を有する種類。毛冠を有するものは右の十三種類となす〇白毛冠白色ポーリッシュバンダム〇ウーダン〇クレヴキョール〇ポーリッシュ八種〇サルタン〇シルキー等なり。」今鷄肉百分中有する所の量料を擧くれは左の如し(スコロッセベルゲルの鷄肉比量)。

肉纖維及血管	一六、五
蛋白及色素	三、〇
亞爾箇兒性越幾斯分	一、四
水性越幾斯分	一、二
クレアチ子「リービッ」氏	〇、三二
水	七七、五八
合計	一〇〇、〇〇〇

禽肉の組織は少く獸肉に異り。其含有する蛋白質の量も大なる懸隔なしと雖。脂肪に至ては。稍乏きを見る。而して其量も同一ならず。鷄は百分の一乃至百分の五を含み。雁は百分の七乃至百分の十二を含む。且禽肉中には鐵を含むと。牛羊より少量にして。僅に二百分の一を有すれとも燐酸の量に至ては。殆と獸肉に三倍す。故に其滋養決して獸肉に讓さるを知る。左に外國産諸種家禽百分中含有する平均成分(スミッス氏食物論)及鴨肉(水産雜誌)竝に本邦産鷄肉百分中含有成分を揭く。

ニハト

種類	蛋白質	脂肪	鹽	水	合計
外國産諸種家禽平均	二一、〇〇	三、八〇	一、二〇	七四、〇〇	一〇〇、〇〇
鴨肉	二三、九五	三、一一	一、〇九	七二、八五	一〇〇、〇〇
鷄肉(農産物分析表)	二〇、九八	痕跡	二、四六	七六、五六	一〇〇、〇〇

衛生局試驗	蛋白質	脂肪	無窒素	水	灰
本邦産鷄肉	一八、四九	九、三四	―	七〇、〇六	〇、七三

其他水禽は。肉色概ね褐赤にして。外部に多くの脂肪を有す。鳩は肉色香味共に。鷄と獸との中間に位し。其百分中含有蛋白質は二一、五を含み。雁脂はエライ子。マルガリ子。ステアリ子。ビユチーリ子等を含むと云ふ。禽肉は蛋白質を含有する居多なるのみならず。其消化吸收の度に至ても。大に善良なるを以て。吾人食品中最良好なるものなり。曾て學士ビウモント。軍卒セント、マーチンの身體を假り食物消化の遲速を試驗せり。素より單に消化の遲速のみを以て食物の良否を定むる能はずと雖も。該試驗成績中玆に唯禽肉のみを摘載し。以て聊か世人の參考に供す。

食品	料理	消化時間
鷄肉	油揚	二、四五
同	煮或は炙	四、〇〇
鷄肉スープ		三、〇〇
雛家鷄	油煮	二、四五
鶩	煮	四、〇〇
鴉	煮	三、〇〇
鴨	炙	四、三〇
七面鳥	煮	二、二五
同	炙	二、三〇

又禽肉の蛋白質を含有する多量なるとは。他肉に於て更に見ざるところなり。今我邦人平素食料に供する魚類中。殊に鯛。鰈。鱈。鮭。鰹魚。鰻の六品。百分中含有する成分を平均して。之を魚類一般の標準となし。假に魚肉と稱し。牛。羊。豚平均成分を以て獸肉と名け。而して外國産家禽平均成分並に鷄肉。鴨肉との平均せしものを以て。禽肉となし。各百分中含有成分の量を比較すれば左の如し。

	蛋白質	脂肪	鹽	水	合計
禽肉	二一、六四	二、三三	一、五八	七四、四七	一〇〇、〇〇
獸肉	一五、五〇	二二、六三	四、〇七	五七、八〇	一〇〇、〇〇
魚肉	一七、八七七	五、九七二	一、一二七	七四、九八四	一〇〇、〇〇

以上に於て外國種類の數並に卵肉の成績を知るに足るべし。【人工孵卵法】古來本邦に於ては孵化せしむるに。孵卵器を用ひしことなかりしが。近來外國の孵卵法に習ひて。孵卵器を用ふる事あり。同誌に「往時の孵卵法」現今の孵卵器械は。頗る精巧を極め。稍ゝ完全の域に達したるものゝ如くなるが。元來人工を以て卵を孵化せしむるの方法は。遠く古より行はれ。支那。阿拉比亞。埃及の諸國に於ては。數百年來爐火。若しくは馬糞の醱酵熱を利用したりと云ふ。支那の法は藁の竈を造り。土を以て壁となし。瓦を以て鍋となし。其下に少々火を容れ。其狀恰も我國の燒芋屋の竈の如くなし。次に竈か又は箱に砂を入れて。其中に卵を置き。溫度は唯手加減にて定むる故。火力に過不及ありて間ゝ卵を損する事多し。斯くて數日を經たるの後。卵を檢め。若し不熟のものある時は。之を取り除き。孵化期限將に終らんとする時。之を砂中より出して雛となる迄。綿を以て圍ひ置くなり。又た埃及の法は糠をまきたる席に卵を並べ。爐火を以て之を煖め。六日を經ば明るき處にて之を檢し。不熟の卵を除き。再び元の如くなし置くなり。埃及に赴て之を目擊したる人の話に據れば。其孵卵舍内に入る時は。臭氣頗る甚しと云ふ。」レアンモルの孵卵法。又レアンモル(一種の寒暖計を作りし人)は尋て一の新法を案出せり。其の法は麪包屋の竈の上に箱を置き。其の中に卵を並べて煖むる事なりしが。後煖爐を以て使用せり。又カンテロは帆木綿を以つて。彈力ある床を設け。之れに卵を置きて。直に玻璃を以て蔽ひ。其の上に湯を流通して孵へす法を考へ。且孵卵溫度は。殆ど百六度を以て適當となす。其後コルベツト。デーの如き諸士。漸々改良を加へ。遂に精巧なる今日の器械を見るに至れるなり。左れば僻陬の農家の如き。高價なる器械を購ふ能はざるものに於ては。單簡なる往時の孵化法を試るも亦一段の興なる可し。【孵卵器使用の景況】米國にて專ら孵卵器を使用して。大に利益ある點は。一時に多數の雛を孵化增殖せしむるに在り。桑港より五十哩程隔りたるペトルマ地方の或村落にては。孵卵器使用の浩大なる每戶壹貳臺の孵卵器を使用し。中には五六臺をも据附。一家屋を孵化室に充て。常に看護者在りて。他人の出入を嚴禁せり。器械は每一臺皆孵卵二百個より三百個を容れたり。故に若し婦女幼童等の出入して溫度の高低を生する時は。數百の雛を斃死せしむるの害を釀すと知るべからず。故に之れが出入看護を嚴重に爲すも決して怪しむに足らず。孵化器より發生したる數百千

の雛は。之を飼育塲に移して飼養し。雛が鳩程の大さに至れば。之れを市中へ輸出して賣捌き。充分の利益を收得し得ると云へり。扨て桑港近傍にも。孵卵器製造會社二ケ所あり。一はパアレフイツク、インキユベーター會社と云ひ。一はペトルマ、インキユベーター會社と云ふ。此會社は共に此州にて有名なる會社なり。亦此二社の器械に付。良否精疎を論ずる者あり。然れ共數年間兩社の器械を實驗したる者はペトルマ會社の方善良なりと云へり。而して飼養法の進歩したる各國みな昔日の比にあらず。

ニハバム　庭番は。德川氏の時將軍の使役する秘密探偵なり。衣服容貌を變じて諸侯の領內に入り。其動靜を探り之を直申す。吉宗將軍の時より始る。村垣氏世襲の職にして。兩番に補せられ。此の役を兼ね。村垣淡路守など元と此の役を勤めたり。後には他氏の人も任ぜられたり（セキジユム參看）。

ニハビ　庭燎は。庭にて燒く火なり。日本紀（神代卷）岩屋戸のところに。火處燒（ホトコロタユ）とあり。また古語拾遺にも。擧二庭燎一と見えたり。平田氏の古史傳に。此は庭の處々に火を燒る由の古言なるべし。凡て岩屋戸の段の事共は。あるが中に。拾遺に委く記し傳へて。神樂取物に種々あるによく符り。師云。凡そ後世神事に有ことは。大抵此時の神遊の事態の遺れるなれば。さまざまの事は有けむを。古事記にも書紀にも多く略きてぞ傳はりつらむ。さて庭火を燒たる由は。上に常夜往くとある如く。世中暗くて種々の禍事發れるなれば。庭火を數々燒て。晝の如く世の中愛（メデ）たき有狀を爲て。大御神を欺き出し奉れるなり。斯て之を佳例として。神事及び事ある時は。篝火を燒き。又魂祭などに此を用ふるも。皆この時に傚へるなり」といへるは。然もあるへきことなり。また和訓栞に。和名抄に燎をよめり。庭火の義也云々。御神樂の時。官人庭火をたく。文德實錄に。庭火皇神と見えたり。忌火とならべいへり。今婚禮出輿の時。其の家の門戸に庭燎を設く。是を送葬に准へたるといふは。非なるべし」といへり。按するに神事公事などに篝をたき。また武家の世にも。夜中の式には。城外に篝をてらしなどするは。平田氏のいへることく。皆神遊びの遺風なるべし。また年の十一月諸社にて。御火燒（オホタキ）といふことをなすも。庭燎の遺風なるべし。朔日。智恩寺鎭守賀茂明神。四日。上出雲路幸の神。八日。所々の稻荷。これは先朔日に。稻荷の氏子の兒童。小き神輿を造り。朔日より市中を振り。人家に入て米錢を乞ひ。これを八日の火燒料に宛。八日の新御供は。社家松本氏調進すといふ。同日安居院有栖川の宮。竝大阪高津の宮。玉造り稻荷。天王寺庚申。九日。貴船結神。十日。太田の社。五條天神。十一日。粟田口神明。十二日。生玉。十三日。三津八幡。十五日。所々八幡宮。竝に今宮所々神明。吉田岡崎天王。竝座摩の社。十八日。上下の御靈。二十三日。貴船。二十五日。北野。その外神社。毎にこの月會日に柴を神前に積み。神酒を供し。しかしてのち火を投して燎す。兒童日々に菓の神の御火燒と拍す（歳時記栞草）といへり。

ニヒナメマツリ　新嘗祭は。新穀の豐熟を神に祈り給ふ祭にして。新穀を神に供し。聖主御自らもきこしめす御祭なり。已に大嘗會の條にもいへる如く。上代は大嘗。新嘗の別なく。オホニヘ。オホムベ。ニヒアヘなど稱せしなり。後世踐祚の後行はるゝを大嘗といひ。年々のを新嘗といへることになれり。其のことは下に委しく注すべし。令に謂下嘗二新穀一以祭中神祇上也。朝則諸神之相嘗。夕則供二新穀於至尊一也と見ゆ。其御式のことは江家次第にあるを下に摘抄す。新嘗祭（中院儀）。上卿奉レ勅仰二外記一。催二諸司一仰二裝束司一。奉二仕裝束一。前一日令レ卜二殿上侍臣合不一。差二小舍人一遣二於神祇官一（出納書夾名）。藏人頭御廚子所別當。竝可レ供二奉御湯一。殿上人不レ入二卜串一。或中務省就二神祇官一。令レ卜二小忌侍從以上一云々。當日輔若丞傳二內侍一奏云々。當日早旦令レ卜下供二奉內侍女藏人等一（藏人書二女藏人夾名一云々。至二內侍一不レ卜由。見二四條記一）以二女官一送二夾名一。或諸司六位以下。今日同卜云々）。內膳司以二兆人筒一付二內侍一。令二奏覽一。華返給。供二忌火御湯殿一。戊尅殿司供二替忌火一（在二仁壽殿露臺一。不レ合二御卜一者。此後不二昇殿一）。行事藏人令レ須二小忌於殿上侍臣一。官行事所頒二王卿辨少納言以下料一（以上新嘗會相二具日蔭鬘一）。藏人催二御物等取物內豎女官等一。仰二內藏寮一令レ持二御物一。設二御輿於日華門一。戊一點天皇御二南殿一（着二帛御衣一無文純方玉帶）。近衞次將等向二日華門一（左近出レ自二敷門一。右近自二階下一）。率二御輿長等一向二日華門一）。內侍持二璽劍等一立二左右一。小忌王卿列二庭東邊一侍二御輿一（左近立二右方一。右近立二左方一。公卿中將若大將。爲二小忌一者離別副二御輿一）。掃部官人敷二筵道一。女官豫持二大刀契櫃一。置二殿西南緣一（四條記契櫃竝鈴櫃。持候如レ常。但大刀不レ候云々。貞信公口傳。亦大刀不レ候云々）。左右將監昇レ殿昇下。主殿官人取二御輿轅一。內侍進二御劒一乘御（諸衞不レ稱二警蹕一）。內侍進二御璽一。東豎取二御挿鞋一。御輿長等持二御輿一。次將等立二直王卿前行一（下﨟爲レ先。辨少納言外記等在二其前一。近例不レ供二奉此列一）。女官降レ自二西階一扈從。御藥陪從所衆。竝御廚子所等依レ例祇候。經二月華門一出二陰明門一。大忌王卿立二幕北一（西上北面。件幕在二中和門東西南掖一。先レ是大忌王卿自二待賢門一入二經春華門一。着二件幕一。或自レ左仗經二階下一向レ下。衞府公卿皆帶二壺胡籙一。大將檢非

遣使別當平胡鑑。四條記云。諸司諸衞皆立二幕前一。件公卿座勸レ盃。辨少納言大臣參時雖二四位一取二織杓一)。入二御中和門一。左右近衞各一人開二中門一。小忌王卿列二立西炬火屋北一。侍二御輿於神嘉殿南階一。宸儀降レ輿。入レ自二南廂西戸一。小忌王卿着二西屋座一(西屋北壁前設二親王座一。南面。南相對。設二納言參議一。其南絕席設二辨少納言等座一。中務宮內輔。五位內記同着二北座末一。東廂北三四間。設二外記史中務丞錄內記內舍人等座一。造酒司候二巽角南妻一。張レ苫爲二侍從厨家候所一)。官掌召使等同着二酒司座一。納言以上。用二東北戸一。參議以下。自二東南戸一出入(參議經二侍從座末一可レ着)。若納言不二卜合一者。參議二人着二納言座一行レ事。若事可レ及二大忌一。差二外記一令レ申。神嘉殿東南有二四間屋一(南方神祇官辨二備供神事一。中間大膳計二庶供神物一。北妻宮內采女等祇候)。南間前立レ臺。積二神座一(中和門外北掖設二近衞幕一)。主殿寮供二御湯一。縫司供二天羽衣一。次御湯殿。次闈司就レ版(無二勅答一近代又無レ版)。開門近仗陣二階下一。小忌五位以上。掃部官人執二神座等一參上(納言執二打拂筥一。參議與レ辨舁二板枕一。辨在レ西云々。自餘舁二御帖一。四人舁二短帖一。六人舁二長帖一云々。以上出レ自二右掖門一。立二南中門西掖御棚東邊一。先洗レ手。帶劍者解レ之。只把笏。衞府人解二弓箭劍等一。不レ放レ緌假揷レ笏)。左右次將各一人。脫二兵具一昇開二神殿南戸一。納言以下昇レ自二南階一。跪二於戸外一。神祇官人候二戸內一。傳取供レ之。此間王卿以下。暫立二階東西一。公卿立レ西。供畢引還復二本座一。次將退下。近衞閉レ門。內侍率二縫司一。供二寢具於神座上一退出。亥一尅采女付二內侍一申二侍至一。縫司供二神事御服一。內藏司供レ幘。主水供二御手水一。宸儀開二中戸一。入二御東方一(入御之後閉レ戸。件戸內事攝政見レ之。關白不レ見云々)。經二神座北邊一。着二神座以東御座一給。事畢宸儀還二御所一。內侍撤二寢具一。丑一尅采女奏レ時(作法皆如レ夕)。采女申二御膳平供奉由一(進二殿南西戸一。申レ之詞曰。アサヒモトリ夕曉乃御膳平久供來止申)。勅答與之。次改二御衣一。近衞開門闈司奏。徹二御帖等一。准二初儀一可レ知レ之。王卿入レ自二西掖門一。經二屛幔南一。引二立炬屋南一。寅一尅還宮。出二中和門一。間左次將問レ之(誰曾)。大忌王卿侍從稱名。御二南殿後一。次將問二名謁一(誰々加侍留)。小忌公卿名謁未レ還二御一間。神祇官供二奉御殿祭一。明旦供二解齋御手水御粥等一。其後大忌侍臣等參入。」同祭二神祇官一儀。依レ無二中和院一。行二幸於神祇官一行レ之。神祇官齋院。北屋爲二神殿一。坤角有レ屋(神祇官並供奉諸司各候二此屋一辨二備神饌一)。南門內有二六間屋一。東第一間壁下敷二親王座一(西面)。以二席一枚一張二後壁一。座前立二机一脚一。親王入レ自二北面一。東第二間可二着座一。近例雖二不參一。猶設レ座(若大臣只今入者。可レ着二參議座上頭一歟。延喜十五十一月十九等例。此由見二九記承平五六一)。第二間設二上卿座一。次敷二參議座一。第三四間。敷二辨納言中務輔侍從宮內輔等座一。第四間南邊壁下。敷二外記史中務丞以下內舍人等座一。上卿座後敷二膝突一。爲二外記執申下雜事上座一。諸大夫座西邊敷二長席一。以爲二造酒司侍從厨別當大舍人官掌召使等座一。西第一間。以レ幕引隔。爲二侍從厨家行事所一(外記史以下雜人等。自二南面西第二間一出入)。王卿未二着座一前。厨家依レ例辨二備饌物一。戌一尅上卿以下着。辨少納言先參。着二南門外西掖屋一行レ事。上卿參後可二着座一。近例不三必着二件屋一云々。無レ實時或立レ揷。外記置二式筥一。或申二代官一。使部申時神祇官人。申二供神物辨備了由一。亥尅王卿以下。各起レ座向二神殿一。着レ劍之人於二便所一暫解從レ事。於二神殿南幔門外一洗レ手。笏者猶持到役時揷レ之。着二小忌衣一。付二日蔭縵等一。列二立御棚東邊一。上卿執二打拂筥一參進。參議與レ辨舁二坂枕一。少納言爲二辨上﨟一者。與二少納言一可レ舁歟。參議舁レ東辨舁レ西。少納言侍從以下舁二御疊一。次第到二南戸一。付二掃部官人一供レ之。待二供畢一間。王卿以上暫立二南庭一。上卿參議立レ西。辨以下立レ東。供畢各還二着本座一。縫司供二寢具於神殿一。諸司供二神膳一(稱警)。先男官八人。膳伴造(カシハデトモノミヤツコ)一人。采女朝臣二人。宮主一人。水部連一人。水部一人。典水二人。次采女十人。次內膳典膳。次膳部六人。次酒部四人。次神祇祐以上一人史一人。宮內丞。錄。供二奉件事一件人人參不レ慥可レ尋。供神御衾等類。仰レ史能可レ令二催レ供畢一。撤二御膳一。撤二寢具一。公卿座勸レ盃。一獻(少納言)。二獻(辨少納言)。着二膝突一勸レ之如レ恒。五位取二織酌一。辨依二參議目一相進受レ之返レ座。丑一剋供二曉膳一。頃之曉膳畢撤レ之。次撤二寢具一。王公以下參上撤二打拂筥坂枕帖等一。如二進儀一。事畢退出。采女參二內裏一。於二朝餉方一。申二夕曉御膳平安供奉由一云云。尙已下種々の作法あれど。今其一かどを擧るのみ。また公事根源に云「十一月中卯日。新嘗會は神今食におなし。ひらてのかず十三也。其外はかはらず。是は今年のはつ稻を神に奉らせ給ふ義なり。代の始には大嘗會といひ。年ごとのをば新嘗會と申也。卜食の人々摺衣。日蔭を着す。用明天皇二年四月より。新嘗の事始まる。大かたは神代より事おこれり。日本紀にも天照大神にはなひきこしめすとみえたり。」さてニヒナヘの名義は。本居宣長翁の說に【大嘗】書紀には新嘗(オホニヘ)とあり。同じことなり。續紀二十六(二十五丁)には。大新嘗ともあり。何れも當富爾閇(オホニヘ)と訓べし(書紀二十九四丁大嘗。又十一丁新嘗とあり。これらの訓よろしきなり。古今集二十卷に。御代々の意富牟倍之歌とある。即はち大嘗にて。爾閇を音便に牟倍と云なせるなり。凡て言の中にある爾は牟と云なす例多し。さて牟と云に別れて倍と濁るも音便なり)。爾閇は新饗(ニヒアヘ)を約たる(爾比を切ば爾なり。阿は略く例常なり)にて。新稻(ニヒシネ)を以て饗するを云名なり。其は萬葉十四。下總國歌に。爾保杼里能(ニホドリノ)。可豆思加(カツシカ)

和世乎。爾倍須登毛。曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母(顯昭袖中抄十六に。可豆思加和世とは。下總國に葛飾と云處あり。其處の早稻を云なり。爾倍須登母とは。田舍に始て早稻を刈て物して。里隣の者集て食をば。爾倍すと云なり云々と云へり。歌意は。かの爾倍をする節は。いみしく齋愼て。門をも閉て。外人をかたく入ず。されどもかなしく思ふ男の來なば。門外に立せてはおきてらじ。內へ入てむと。志のせめて深きよしをよめるなり。書紀に齋庭之穗とあるも。新嘗はいみしく齋愼むゆゑにいふなり。家持集と云物に。「我宿の早田かりあげて爾倍すとも。君が使をたゞにはやらじ」とあるは。右の歌をなほしたるものなり)と詠る如く。元は朝家のみならず。下々までなべて爲事なり。又後世にはもはら神に祭る事とのみ思ぬれど。然るに非ず。神にも奉り。人にも饗。自も食わざなり。かゝれば。今大御神の聞食大嘗も。此の意を以て見るべし(たゞに後世の朝家の大嘗祭。新嘗祭の事をのみ思ふは。古意に非ず。)大てふ言を添たるは尊てなり。故後に朝家にし給ふ爾閇を。大嘗とは申すぞかし。さて嘗字をしも書ゆゑは。漢國にて秋祭を嘗と云ふを借れるなり(こはしばらく朝家の爾閇に付て。借たる字なり。必ずしも此字になづむべからず。又大嘗。新嘗は。十一月に行はせ給ふことなれども。秋に依る事なる故に。此字をば書なり)。又新嘗とも書る新嘗は　本の新饗の意を取て加へるなり(漢籍にも新嘗といふことは見ゆ)。さて此新嘗を書紀に。爾波能阿比(新之饗なり。私記に會之義とするも。由なきにはあられど。猶饗の轉れるなり)とも。爾波那比(上に同じ。能阿を約れば那なり)とも。爾比閇(上に同じ阿を略)とも。爾波比(上に同じ)とも。さまざまに訓を附たれども。皆正しからず(又嘗字ナムルとも訓すゆゑにニヒナメと云と思ひまがふることなかれ)。此の記下卷朝倉宮段婇が歌。又大后の御歌に爾比那閇夜(新嘗屋なり)とあるを正しき訓の據とすべし。那閇は之饗の約りたるなり。又阿と那と通はしいふ例多ければ。直に新饗にても有ぬべし。然萬葉十四東歌(二十丁)に。多禮曾許能。屋能戶於曾夫流爾布奈未爾。和我世乎夜里氏伊波布許能戶乎。(爾布那未の未は。米の誤か那閇を東詞にかく云るなり)。上野國の新田をも。和名抄には爾布太としるせり。さて歌の意は。かの爾閇をする所へ。夫をやりて。妻の家に留居てよめるなり。人の許へ爾倍にゆきたるあとにても。家の戶をさして愼齋ふことゝ見ゆ。さるときに來て戶を押て開むとするは。誰ぞと咎めたるなり。この爾布奈未は爾比那閇の東言にて。上に引る下總歌の爾倍と全同事と聞ゆるを以て。爾閇は新饗の約言なるを知べし。さて新嘗は朝家のに就て書文字なれば。大てふ言を添て。大爾比那閇とか。大爾閇とか申べきことなり(又神嘗は。古書に加牟爾閇と訓を付たるがよき。加牟奈米と訓はわろし。相嘗は阿比牟辨と云ふ。公事根源に見ゆ。爾閇を牟辨と云なせること。大嘗に同じければ是宜きなり。阿比那米と云は。これもひがことなり。凡てこれらも名の本の意を知ずして。みだりに訓詁にまぎれて誤ること多きぞかし。書紀に天稚彦。新嘗休臥と有るは。上下なべてするわざなること。上に云如くなれば。天稚彦もしつるなり。新嘗字は姑く借のみぞ。然るを此神嘗ニ朝家之儀一と云る說は。古に昧し。皇極紀に。天皇御新嘗。是日皇太子大臣。各自新嘗。と有をも見よ)。さて後世には。踐祚大嘗を大嘗と云。每年のを新嘗と分て云とも。古は通し云て同事なり。されば書紀淸寧卷に同度のを始(二丁)には大嘗。後(六丁)には新嘗と書き。又皇極天皇踐祚大嘗をも新嘗と書き。神祇令には共に大嘗とあるぞかし(北山抄にも。踐祚大嘗祭。每季大嘗祭とあり)といへるは。最も詳なる考說にぞある。また新嘗のあくる日豐明節會あり。公事根源云。豐明節會中辰日。是は今年の稻を神に奉らせ給て。今日君もきこしめし。臣下にも給ふ。故に節會行はる。新嘗の祭に參たる上卿宰相辨。小忌をきる。よ人は諸司の小忌を束帶のうへにきたるを。けふはうるはしく青摺をもちひる。上卿さいしやう外辨の上首をつとむ。南殿のひさしに几子をもうけて。內辨以下座につく。白酒黑酒の盃をとり。大歌別當大辨もよほして。舞姬のほり。五度袖をかへしてかへりいる。事にたへたる上達部。五節所とふらひて。催馬樂などうたふ。節會の儀常のごとし。節會の程露臺の亂舞なり。ひんたゝらうたふ。殿上人たち樣などあり。むかしは節會の座にて。御遊ある事有。ことに堪たる人々を。御帳の東にちかくめして。この事有。ふんのつかさ(圖書寮也)に御ことめす御手ならしと云。十六日の節會なとにも。時にしたがひてこの事は有しなり。今日の辰の日の節會は。大嘗會の時は辰日を悠紀の節會。巳の日を主基の節會と申にや。」右に云る【小忌衣日陰】などの事。式記云。小忌の文竹桐。夏は縈かず。冬は縈く也。舞人を奉る時拜領すとみえたり。年少の人は私にこれを調へ着用すと云。大嘗會豐の明の節會に用。此件の節會に。小忌の袍を着用す。其の形闕掖の如し。但身一幅也。狩衣の寸法を用ふ。又白き袍を粉張にして藍をすり。後に縈く。裏なし。只一重也。又小草柳。水草葵。蝶小鳥等也。山藍の葉にて摺。又諸司小忌といふあり。建曆の度。麻布麁惡のもの也。和訓栞。小忌はいを略す。大忌に對す。此大小は麁細をいふ也。日蔭蔓。日蔭の絲。和訓栞に。延喜式に。日蔭の蔓とみえたり。古事記に。天の日影といひ。神代卷に以レ蘿爲ニ手繦一といへ

り。松蘿一名女蘿是也。といへども別種なるべし。今狐のかせといふ物是也。新拾遺に玉ひかげともよめり。大嘗會に用ひさせらるゝ事。式にくはしく出たり。今白絲青絲などを組て冠の左右に垂させらるゝ其表物也といへり。よて日かげの組。ひかげの絲ともみえたり。さて磐戸に神のこもらせ給ひし時なれば。日さし出んことを言壽て。たすきにはしたまへるなりといへり。心葉は。和訓栞に。大嘗會に冠の上に懸るもの也。祭主などは賢木の枝をさせり。神代の卷にその旨みえたり。桃花蘂葉に。心葉は金銅の梅花也とみえ。萬葉集大嘗會のさまもさにみえたり。今主上は櫻の插頭にて造る。大臣は藤。大中納言は山吹。參議は梅也。ともに滅金を用ふ」(以上俳諧歲時記)。さて【豐明】といふとは。大嘗。新嘗のみには限らぬことなるに。後世この御祭の後に行はるゝ節會の名となれり。古事記傳云。豐明は。登余能阿迦理と訓。下卷若櫻宮段に。坐二大嘗一而爲二豐明一之時云々。又同段。高津宮段。朝倉宮段などに。豐樂とも書。萬葉十九には。豐宴とも書り(明は言のまゝに書るにて。字の意にかゝはらす。樂又宴などは。義を以て書る字なり)。書紀には。宴また讌。宴樂。宴會。宴饗。肆宴などあるを訓り。是は例の稱辭。明はとをへ御酒を食て。大御顏色の赤らみ坐を申せる言にて。大嘗祝に。天都御食乃。長御食能遠御食登。皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾云々。千秋五百秋爾。平久安久聞食弖。豐明爾明坐牟。皇御孫命能云々。中臣壽詞に(台記の大嘗會別記に載れり)。悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠。大倭根子天皇我天都御膳乃。長御膳乃。遠御膳止。汁仁毛實仁毛。赤丹乃穗仁所聞食弖。豐明仁明御坐弖云々などある是れなり。祈年祭祝詞などに。赤丹穗爾聞食とあるも同じことにて。御酒を食て御顏の赤るを申せること。續紀二十六に。黑紀白紀能御酒乎。赤丹乃保仁。多末倍惠良伎(儀式大嘗祭儀。新嘗會儀。又三代實錄四十六などにも如此あり)とあるを以知るへし(師は右の明坐をも。赤丹穗をも。出雲國造神賀詞に。赤玉乃御阿加良毘坐とあるを引て。御病おはしまさずして。大御顏の赤く坐ごとく注せられたり。かの神賀詞なるは。まことに然るべし。然れども右の書どもなるは。たゞ常の御顏を申すには非す。御酒を食て赤らみ坐よしなり。右の續紀の文にて知るべし。又大嘗祝詞には。御食とのみありて。御酒の事は云ざるにも。豐明爾云々とあるは。いかにと云に。凡て御食と云ば。御酒も其中に具れるうちに。大嘗は殊に御酒を重くし給ふこと云もさらなり。中臣壽詞の文を以知るべし。さて御病坐さずして。赤らかに坐も。御酒を食て。赤らみ坐も。御顏の赤く坐ことを申すは同くて。又顏の美麗ことをも赤ると云。即

此御歌にも。阿迦良袁登賣とよまし賜ひ。萬葉にも赤丹穗面などあり。これはた顏の赤き由を云ことは同じ)。されば豐明と云は。もと(豐明爾明坐と云て)かの登余本岐本岐云々。或は神集爾集。伊都乃千別爾千別弖など云格の語なるが。即ち其宴の名とはなれるなり(そもそも顏の赤さは。面の榮えにて。神代の歌に。朝日の咲榮えとあるも。明日の赤根さし出る如くと云るなり。又酒と云名も。師說の如く。佐加延の切れるにて。是を飮めば心も面色も榮ゆる故なり。されば豐明とは。天皇を始奉り。人皆も大御酒を食て。顏を赤らめて。咲樂むよしの名なりと知るべし。然るをかの大嘗祭祝詞の。豐明爾明坐牟とある師の考に。豐明を冠辭として。豐明節會は。卯日の祭の事はてゝ。辰日の夕に豐樂殿にて宴聞食を云。其は夜にて。庭火立あかしなど。おびたゞしくかゞやく故に。豐明とは云。凡ての夜宴をも。公なるを豐明と云ふはこれに同し。豐は大なることなりと云れたるはいかゞ。明坐をば。御顏の赤きことゝ云ながら。豐明を庭火立あかしなどの。明のことゝせられたるは心得ず。此は上に云る如く。神集。爾集など云類の語なれば。上の明と下の明と。別事なるべき由なきおや。又かくつゞけ云る豐明は。たゞに御顏の赤れるよしを云る言にこそあれ。宴を指て云にはあらざるを。宴のことにして解れたるは。言の本末たがへるをや)。續紀二十六に。今日方大新嘗乃猶良比能豐明聞行日仁在。三十に。今日方新嘗乃猶良比乃豐乃明聞許之賣須日仁在。萬葉十九(四十二丁に)。豐宴見爲今日者。毛能乃布能。八十伴雄能島山爾。安可流橘宇受爾指。紐解放而。千年保伎保伎吉等餘毛之。惠良々々爾仕奉乎。見之貴左。うつほ物語藤原君卷に。七日七夜とよのあかりして。打上げあそぶ(うちあげは宴なり)。さて此は大嘗新嘗には限らず。何時にても云名にて。此處なるも然り。類聚國史に。天長四年正月。踏歌宴をも。詔に今日乃豐樂理とあり(然るを後世には。新嘗の節會に限れるが如くにて。是を豐明節會と云へり)。以上記傳の說にて豐明てふ義を知るべし。また【悠紀主基】のこと。前の大嘗會の條にいふべきを洩らしたれば爰に出す。日本紀天武天皇五年八月丙申朔云々丙戌。神祇官奏曰。爲二新嘗一卜二國郡一也。齋忌(齋忌此云二踰既一)。則尾張國山田郡。次(次此云二須岐一)。丹波國訶沙郡。並食レト。書紀集解に。神祇令曰。大嘗者每世一年。國司行事。以外每年所司行事。義解謂。所司者。在レ京諸預二祭事一者也云々と見ゆ。これは大嘗祭の神供の品々を。齋忌。主基の兩國より奉る也。悠紀主基の名義は。玉かつまに。悠紀主基。大嘗の悠紀主基の主基の事。書紀の私記に。師說次二齋忌一也といへるより。今に至るまで。人皆此意とのみ心得た

めれど。ひがこと也。かの說は天武紀に。齋忌此云二踰既一。次此云二須岐一とあるによれるなれども。齋忌こそ此字の意なれ。次は借字にして。此字の意にはあらず。古はすべて言だに同じければ。字は意にはかゝはらず。借て書るに。次を須岐ともいへるから。言の同じきまゝに。借て書ならへるを。そのまゝに書れたる物也。次の意にあらずといふゆゑは。悠紀と主基とは。何事も二方全く同じさまにして。一事もいさゝかのおとりまさりあることなければ。次といふべきよしさらになし。天武紀なるは。借字なること疑ひなき物をや。主基は祕の曾岐と同言にして。濯といふことなり。みそきも身濯にて。そゝくとすゝくと同じきを。共につゝめて。曾岐とも須岐ともいへる也。さればこれも齋忌と同じさまの名にして。濯き淸めたるよしなるぞかし」といへるは然もあるべし。明治五年改曆の時。神嘗祭は十月十七日。新嘗祭は十一月二十三日と定めらる。なほ大嘗のたはダイシヤウヱの條を看るべし。

ニフバイ　入梅。（ツユを見よ）

ニムキ　任期。今は公吏議員及陸海軍下士にのみ任期の定あれど。古は地方官吏にも任期の定あり。大寶の令に四年と定めたるが。天平寶字二年の勅に。國司四年にて交替するは往復の太だ促るを以て改て六年とし。史生のみ四年とす。天平神護二年後舊に復し。博士と醫師のみ六年とす。而して遠國の國司は。旅行の煩あるを以て除外とす。大日本史職官志に云。太宰府及邊遠諸國官人考歷。與二中國一不レ同。平城帝大同三年勅。陸奧鎭守官。遷代未レ立二期限一。今後宜三一同二國司一。醫師以二八考一爲レ限（日本後紀）。嵯峨帝弘仁元年。陸奧按察使藤原朝臣緒嗣。以二陸奧去レ京遼遠一。請三改史生歷爲二六年一。勅准西海道五年爲レ限。弩師亦準レ此。三年。陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂以二出羽一亦爲二邊要一。請其史生弩師歷同二陸奧一。許レ之（日本後紀。類聚三代格）。及六年復二慶雲格則一。二國司及史生弩師。亦以二四年一爲レ限。唯西海一道五年如レ故。明年。陸奧出羽按察使巨勢朝臣野足奏。邊要之設。東西無レ殊。請三二國司史生弩師。準二西海道一。五年交代。庶乎息二遠途之勞一。專二守邊之務一。許レ之（類聚三代格）。仁明帝承和十二年。太宰府言。弘仁六年格云。博士醫師。教授之勞頁殊。遷代成レ選。竝以二六考一爲レ期。今壹岐島前醫師在レ任。垂得二六考一。其敍レ位賜レ階。準二據格式一。恐有二訛舛一。請レ換二位記一。更賜二內位一。今後大隅。薩摩日向。壹岐。對馬等博士。醫師。皆準二此例一。許レ之。又言。寶龜十年格。許三每國置二博士。醫師各一人一。六考遷替。今筑後。肥前。肥後。豐前。豐後五國。距府路程二日以上。七日以下。山路險艱。吏民有二疾病一者。遠到二府下一就レ醫。救療不レ及。往々殞斃。是緣レ無二醫師一之所レ致。請下每國減二史生一人一。置二醫師一人一。且本府有二得業生四人一。准中大隅。薩摩。日向。壹岐。對馬例上。取二得業及第者一充レ補。一切不レ任二他人一。勅減二省史生一。以二典藥學生及第者一補レ之（續日本後紀）。蓋用二大武藤原朝臣衛議一也（文德實錄）。淸和帝貞觀八年制。鎭守府醫師以二六年一爲二秩限一。

ニムギヤウ　人形は。木或は土を以て人の形ちを作り。上代は蒭靈とて。草を束ねて人がたとなしたる也。和漢三才圖會に。本朝木偶。垂仁天皇八年。野見宿禰始造二人形一。後人細工驚二人目一。用レ線者稱二文操一。如二今山本飛驒掾一。於二秤上一使下木人舞中木人上形勢。絕世修練也」とあり。和訓栞云。ひとがた偶をよめり。人形之偶人も同し。土偶人。木偶人あり。日本紀に蒭靈をくさひとがたとよめり。祓具に人形あり。侍中群要に。酉一刻內藏寮供御人形事と見ゆ。源氏に。みたらし川近き心ちする人がたこそ。思ひやりと見ゆ。釋日本紀に。身代之義也といへり。式に金人形又金銀塗人像と見えたるは。祝詞式の東文忌寸部獻二橫刀一時咒文に銀人とある是也。金人銀刀をいはぬは。文の畧也。又鐵人形あり。又茅がや薬の人形などゝいへり。類聚雜要などに。胡人形見ゆ。音もて人形と呼は。玩具小像の惣稱也。土人形は泥塑人也。塑はかためるをいふ。」嬉遊笑覽に。【からくり人形】は。傀儡なり。漢土には周穆王の時に。偃師といふ者。木人を作りて歌舞せしむ。是を始とすと事物紀原にいへり。こゝには其始詳ならず。今昔物語に高陽院の親王は。きはめたる物の上手にて。細工に巧みにおはしけり。京極寺を建給へりしに。其寺の前の河原にある田は。此寺の領なり。然るに天下旱魃しける年。此親王長四尺ばかりなる童の。左右の手に器をさゝげて立る形を造り。此田の中に立て置。人來て。其童の持たる器ものに水を入れば。盛受る時は人形の頸引かゝるやうに操り造りたれば。是をみる人ごとに水を持來り。器に盛與じけるまゝ。京中の人群り市をなしければ。其田燒るをなくして。滿秩したりと云をを載す。又いと後の事ながら。甲陽軍鑑に。景勝より御曹司信勝公へ御音信に。謙信弄物城攻のあやつりからくり物。敵身方二千計の人數。一間四方の城形進上云々。また老人雜話に。秀賴五歲の時。京內參有伏見より行列となす云々。錢を箱へ入るれは廻る。人形を輿の先に持せ。諸大名供奉す。棕梨一雪が。獨吟百韻に「四條に御成門の立春」。「長閑めける大あやつりの作りもの」。「水をあけ樋やかくる苗代」と云るは。古事どもを用ひしにや。似我蜂物語に。唐船の作り物に。七八百の人形あるを。泉水に浮ぶれば。人形歌舞管絃を盡したるはてに。帆柱を立帆を揚れば。一つの人形火をうち。鐵砲を

放てばみなうちはらひて。失ぬるからくりの事を云り。こは作りもの語なめれど。かゝる細工もあるへき也。からくり人形は。山本彌三五郎世に名高し。佐渡島日記に石井飛驒つかひ人形の手を付たる根元なり。今は濱芝居の名にのみ殘れり。歌舞伎事始。からくり淨るり名代。山本飛驒。是山本彌三五郎事なり。元祿十三年御免有て。今大阪へ引移り出羽といふ。操年代記に。其頃は歌舞伎芝居あたり多く。殊に出羽にはさま〴〵のからくりなどして。見物諸方にわかる云々。我衣に。寬保元酉三月より九月迄。大阪竹田近江大掾。堺町勘三郎芝居の向にて。からくり竝子供狂言みせしむ。貴賤群集して初日より三日の間。餘り人多き故木戸を閉たりと云(江戶に來りしは。此時はじめなるべし)。江戶にもそのかみ細工人はありとみえて。貞享江戶鹿子に。からくり人形師。竝ぜんまい大阪町なんきん淸左衞門。人形町松屋庄兵衞。くわいらい人形師。日本橋南四町同丹後守さかい町。橫町竹岡豐前とあり。」金平人形。西鶴が大鑑に。肩車に乘て懷より具足着たる金平を賜り。道すがら切合をして。また手遊とて飛人形。又は染分の手拭云々。土佐ぶし淨るりに。金平の事を作れり(作者は岡淸兵衞といふものなり)。和泉大夫これをかたりて。大に行はる。是より世に强き事を金平といふ。手遊一枚繪。繪雙紙などに出たり。今も男めける女子を金平といふ(又漆にひとしく固き糊を製て。金平と名付。また牛蒡の炙樣に金平あり)。六玉川十篇「金平は女にありておもしろき」(金時とも云るはもとよりなり。溫故集に。遊女哉日「盃や金時らしき初笑ひ。秋」とあり)。又土佐節草摺引にも「鬼を茶の子のきんぴらだんべい」【飛人形】は。竹の串を膏藥に捻り付て。はね返らす張子人形なるべし。描金畵譜に。笠着て匍匐る人形みえたり。今淺草寺雷門にて賣る。龜山の化物などいふは。張子二ッにて一ッは上に着せ。はれかへれば脫て形かはるやうにしたり。いと近き物なり。又綿に作れる兎もあり。これらはもとより有しなるべし。「龜山の化物は四國を廻て猿となる」と云ふ諺を。人形に作りたるが始にて。其外さま〴〵作りしなるべし。龜山の化物と云をは。觀せものあやしきものを龜山にて生捕しと云しを。度々ありしゆゑ。しか云なれたるをゝみゆ。此外に紙を方にたゝみ。獅子舞の形に作り。足にしゝみ貝を付て。うちはにてあふぎをどらすものあり。祐信が畵に笠きたる人形を紙に作りたるに。うす板の車を付て扇にてあふぎて走らするものあり。似たる戲なり。【輕わざの人形】西鶴置土產(五)。渡世かなしく每夜蛛まひの人形拵へて賣云々。」芥子人形。一代男(一)。小宮をさがし。芥子人形。おきあがり。雲雀笛をとり揃へ云々。五元集「菓子盆にけし人形や桃の花」。これ三月ひなの句の中にあり。雍州府志云。木偶人施二衣裳一小者謂二芥子人形一芥子比二至小者一云々。」【今戶の土の小人形】西鶴置土產(三)。淺草寺町の橫筋を行に。內のみえすくよし簾。住あれたる宿の棚に。小紫姿屋と看板出して。土人形の細工する云々。御亭主。此人形小紫ならば先遊女にしては帶がせまし。殊にうしろのとりなり。まんさら人のおかためきたなといへは。壹文に一づゝ賣ものを無理な御吟味。それは七十四匁に賣ときのせむぎと笑ひけると有り。今もあるふり袖きて。すはりたる人形なるべし。同じ小人形にあみ笠きたる遊客などもあり。【すまふ人形】今熊と金太郎のすまふ人形。うす板をきりぬきて作れるものあり。江戶二色に。其製のすまふ人形あり。二づともに人形の體同くほゝかぶりを赤く彩りたる。いと麁相の作りとみゆ狂歌「かちもすまひまけもすまひの木偶坊。勝負は人の手のうちにあり」。すまふとりの畵をきりぬきて。後につけぎをほそくさきたるを貼つけて。立つやうにして二人向はせ。息をふきて倒し。勝負をみるものあり。板にて作れるといつれ先なるか。是も古きものとみゆ。」【あやふやの人形】氣儘頭巾を着たる江戶の二色に出たり。是元祿の際にて。其時代をしるべきものなり。狂歌に「半面は美人やら惡女やら」この人形の顏のあやふや」(あやふやは。危ぶむにて。疑ふ意となれり)。明和。安永頃。女畵に股などを出したるをあぶなといへり。」【人形筆】は。佐夜中山集付句に「水莖のをかしきふしをいひ立て。筆の軸にもつくる人形」。嶺南雜記に。葵扇出二東莞一其販二于江浙一者特其麁者耳。其精者有二彩畵人物一極工緻又有レ柄。中鏤空內刻二人物一自能運動云々あるは。ひりやうのうちはなり。其柄の中にからくり人形あるを人形筆のごとし。この筆は有馬の產物なり。又おもふに湯元細工のひきものも。有馬は箱根よりも古かるべし。童蒙先習うすきものゝ內。有馬のひきもの。慶長十七年にかくいへり。合子のみにて。翫物は作らずともおもはれず。」【與次郎】居龍工隨筆に。能狂言手遊やおとろんまり小弓といふ。おとろんは今やうの手遊びに。紙にて作りたる人形に笠をきせ。細き串を兩方の脇の下にさして。末のひらきたる所に。おもりをつけて人形を指の先に立すれば。おもりにてつり合て立なり。夫が人のをどろやうに見ゆれば。おとらうといふをにて。おんどれおんどれといふものにて。此前與二郎といふ非人の。笠の上にてまはして來たるものなるべしといへり。猿樂の狂言何といふものに出たるか。今覺えず。與次郎とは非人頭の通稱なり。風流旅日記(貞享四年刻)。伊勢あひの山。お杉お玉がをいふに。みな是此處の與次郎が御內儀。むすめたちなりといひ。又雍州

府志に。乞食會長惣謂二與次郎一云々。四人或は六人。入二人家庭一踊躍敲レ手唱二祝語一。この故にたゝきの與次郎といふ。件の隨筆に。非人が笠の上に舞して來たりしとあるは。近時のをと聞えたれば。それ故に與次郎といふにはあらず。與次郎がなどろさまに似たる故に名けしなり。この人形を遊女が指の先に舞す圖。寶永七年板本。伽羅女といふ草子にあり。和名抄。酒胡子。諸葛相如酒胡子賦云。因レ木成レ形象二人質一。在二掌握一而可レ玩。遇二盃盤一而則出とあり。又笠の上に。人形(與次郎人形にはあらず)置て舞す圖は。西鶴が貞享中の册子にみえたり。獲絨輪「いたゞく鐵は燈蓋の照り。行人の與次郎つり合片齒下駄。詠流」。鷺足にのりたる行人なり。そのかれあひ與次郎のやうなるをいふ。今これを與次郎兵衛といふは。ます〳〵鄙俚なりと見ゆ。さて人形の種類は。古來より其品多く短紙に擧るに遑あらず。【奈良人形】は檜杉などに刀痕粗く彫たる者にて。色彩を施したり。【伏見人形】は伏見燒(參看)にして。彩色を施せしものなり。鵤幸右衛門が元祖なりと云へど。同人は天正。寛永間の浪人なるべけれど。幸右衛門。仁清など銘ある土人形に左る古きものなし。依て思ふに幸右衛門の銘あるものは却て僞作なるべしと云ふ。【生人形】と稱する見せもの人形。其始は嘉永六癸丑の年。本所回向院に於て。勢州國分寺の阿彌陀如來開帳あり。此時境内に燈心にて大なる虎の形と。豐干禪師の形を造りて見せ物とす。細工人浪花松壽軒なり。又竹田縫之助が作の木偶も。あまた見せたり。外に昆布なもて二十四孝の偶人をつくりし見せものも出たり。兩國橋の東詰に見立女六歌仙と題し。女の偶人をつくりて見する。京師の大石眼龍齋吉弘といふ人の作なり。其容貌活るが如し。これ近年行るゝ活人形江戸に於て行るゝの始なるべし(武江年表)と見えたるが如し。爾來今日に至るまで。活人形の見せものは盛に行はるゝ所なり。人形の事は。倘ケムヤクレイ。デクマハシ。アヤツリ。ヒナの條を併せ見るべし。

ニムサウ 人相。(クワムサウを見よ)

ニムサウガキ 人相書は。惡事をなしたる者を尋ね出すべき手がゝりに。其者の面體。骨格。毛髮。肉色。身體の大小。言語の緩急。音聲の高低。竝に罪を犯したる時の服具などまで。委しく書記して。四方に布達し。これを捜索し申出さしむるなり。漢土に物色し之を求むなどいふ。【物色】も此ことなり。されど殷の高宗が。傳說を物色して擧けたるなどは。罪人を物色したるにはあらず。德川幕府の制に。人相書を以て可尋者の事。對公儀へ重き謀計。關所破。主殺。親殺。右人相書を以御尋の者乍存隱置。或は召仕等に致し不訴出もの。總て獄門。但乍存請に立候者同罪。不存に決候はゝ。主人請人共過料可申付(寛政百ヶ條)とあり。明治維新の後に至りても。人相書を以て脫檻人等を捜索せしむることあれども。警察署へ令達せるまでにて。汎く人民に觸れ示すことにはあらず(タイホ參看)。

ニムジム 人參は藥草なり。和名抄に。本草云。人參一名神草(加乃迩介久散。一名久萬能伊とあり)。此草三月葉を生し。莖に毛あり。根に頭足手面目の形ありて。人の如し。人參の名ある所以なり。和訓栞云。にんじん。延喜式に所レ載。人參の產所凡十州にして。世に三椏五葉と稱する者眞也。張氏醫通に。竹節人參と見ゆ。吉野人參。日光人參。熊本人參。島原人參は。地名をもて稱す。熊本は肥後也。島原は肥前也。又薩摩人參とも稱す。とち人參は。七葉樹に似たる也。美濃。信濃にてとち原人參と稱す。とちの樹の許に能生するをもて也。對馬にてしらたけ人參といふ。白嶽に出る也。蝦夷せんみが嶽にもあり。直根也。かもし人參は。根鬚の似たる也。韓種の品も一般也。むかご人參は。廣東人參也。もと朝鮮より來るといふ。さて人參仕立方。竝賣買等のこと。德川幕府のころ。度々令達あり。今所見の一々を下にあぐ。享保三戌十月十八日御觸書。小石川諏訪町伊勢屋清右衛門。麴町九丁目大阪屋多四郎と申者方にて和國人參致賣買。十一月七日より賣出候間。望之ものは。右之者方にて。相調可申候以上(憲法部類)。同十一月二日御觸書。朝鮮人參之種にて作立候。大人參鬚人參。本石町二丁目肥後。竝大傳馬町藥種屋共之方にて商賣致候間。望之者は。右之者共方にて相調可申候。右之通可被相觸候(憲法部類)〇享保二十年卯三月十七日。御頭阿波守殿より。唐人參判鑑出し置候樣にと廻狀來る。本石町三町目長崎屋源右衛門所にて賣出す。上唐人參壹兩に付代五十八匁。竝人參壹兩に付代二十八匁(一話一言)。三月本石町へ初て人參座を置る。町醫岩永玄浩。杉山養元。和人參を制す。同木下得仙。日光人參獨參湯を弘む(武江年表)〇元文三年五月十七日御觸書。於日光朝鮮人參實數多出來に付。被下候分も御願候事難成。面々も有之。何れにも多相成候儀。專一に候。無差別遣候ても。懇望無之候ても。可相願に付。此度本石町十軒店に罷在候。御用達町人岡肥後方にて可賣渡候。不寄誰望之面々可相調候〇元文四未年閏十二月御觸。人參之儀。末々迄。行屆候樣に種々御世話被遊候。其後陸奥國にても作り初。段々致增長候。御調法被仰付。諸人爲御救神田紺屋町人參座相建望之者へは相渡。別紙名前之者共。下賣被仰付。關八州。陸奥。信濃。東海道筋。京。大阪迄賣弘。右調合人參之儀。所々に

てためし候處。至て効能宜段粗相聞候。先達て廣東人參暫く通用有之候處。右品は人參効能無之段。決定致し。商賣停止被仰付候。此度御調法人參之儀は。國々在々病用爲御救。右下賣之者へ賣弘め申付候。且又在方にて紛敷儀無之ため。人參座より封印いたし。下賣之者へ相渡。封之儘賣弘させ候間。其旨觸知す者也。閏十二月。右之趣町中へ可被相觸候。別紙。關八州竝東海道筋之内。伊賀。伊勢。志摩。尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。伊豆。下賣。武藏。相模。上總。下總。常陸。上野。下野 下賣。江戸人參座。神田紺屋町三丁目岡田次助。本町三丁目日野屋治兵衞。酢屋又左衞門。小西利左衞門。同長左衞門。日野屋十右衞門。大阪屋庄右衞門。日野屋十兵衞。同七左衞門。伊勢屋善兵衞。北村久右衞門。近江屋勘兵衞。伊勢屋彌兵。伊勢屋武左衞門。酢屋三右衞門。同久左衞門。同長左衞門。岸邊屋善右衞門。伊勢屋與兵衞。奈良屋一兵衞。鯉屋藤右衞門。同市兵衞。酢屋彌兵衞。伊勢屋儀兵衞。本町四丁目袴屋庄八。同吉兵衞。酢屋平兵衞。中村屋伊兵衞。近江屋久七。南傳馬町一丁目伊勢屋勝八。伊勢町伊勢屋作右衞門。酒井屋忠兵衞。大阪三郷へ下賣岡谷勘兵衞。長崎清兵衞。町袴屋惣兵衞。但大阪最寄之國々望人有之。求度由申來候得は賣渡遣候筈。右之者共朝鮮種人參江戸賣座。竝在々下賣申付候但人參代料左之通。上人參半兩目に付代金壹兩。竝人參半兩目に付代金貳分。肉打人參半兩目に付き代錢壹貫文。細鬚人參半兩目に付代錢六百文。但竝肉打細鬚は小半兩包五分包共相渡。閏十二月○寶暦七年。幕府にて廣東人參は。効用少なきを以て。淸國商人に舶載すべからざる旨を諭し。其禁を犯し齎し來るものは。悉く燒棄べきよしを達す○寶暦十三未年十月。神田佐久間町一丁目。岡田治助朝鮮人參座に命ぜらる○寶暦十四申年五月御觸書。座賣唐人參之儀唐國にても拂底之由申立。長崎にて買上候。元直段次第高直に相成。前々と競候ては上中人參共。長崎にて償多相聞候。依之右償丈上人參半兩に付。代銀七匁五分。中人參半兩に付。銀八匁增之積。小人參は是迄之通賣渡候筈。右之通寄々可被達候。同五月二十三日御觸。朝鮮種人參之儀に付此度奥醫師へ被仰出候御書付。一色安藝守儀。朝鮮種人參之儀取計御用相勤候に付。爲心得右御書付寫被成御渡。同役中同席之衆中は勿論。番頭中之內懇意成も有之候はは。急度相觸候儀には無之。爲見置可申候。尤寫取度段申仁も有之候はゝ。寫させ候て不苦候間。右の心得にて取計候樣安藝守へ被申聞候。藥種之儀都て外國之産を多用ひ來候內。人參は殊更用方多き品に候處。日本にて至て拂底故。末々においてたやすく難相用。依之病氣不得本復者不少。此上御國出來可致候はゝ無此上御救之御事故。有德院樣甚御世話有之。對馬守を以朝鮮へ人參種御所望有之。日本にて作らせ其効能御ためし被遊候處。全く朝鮮之産に不相替其上絲種に至候ても。日本之種に不返。朝鮮種日本種之樣子衆人之見る所も分明有之候。依之何卒澤山に作り出し。末々之者共迄も無殘所御救可被遊。彼是御世話有之候得共作り馴さる故成難し。或は實生候ても招候而增長轉被兼候處ゝ種々御世話有之。先御代も此趣意御繼被遊。追々公儀之御世話を以。此節に至り。漸々世上へ及候程には相成御事に候。尤唯今迄少々宛致流布來候處之効能。朝鮮より持來候品に相違無之儀は所之ためし多候。然に末々之醫師此品を用候事を嫌ひ。都て効能薄く其用に不足由申觸候族有之。又至て懇望いたす者も有之候段。粗風聞候。右之通年來之御世話をもとし候翟は畢竟藥店之者共に引合候て。譯等も有之哉之樣に相聞候。勿論御醫師共右之趣意兼々相心得罷在候事故。下々にて右體之心得違候ても。世上人氣之差には相成間敷事に候得共。若萬々一御醫師内にも。此旨心得違有之においては以之外之儀に付。右末々醫師共藥店と引合有之哉之趣。爲念各心得申達置候。既に先達て廣東人參暫通用候處。醫師共宜旨を申用候。右之品は異國之似せ藥種に候段。及露顯。御國禁被仰付候。此度も長崎へ相渡候品。大經と申者近來渡候者之內には勝れ候醫術之由。右大經申候にも廣東人參別段之藥種にて。人參之用には不當旨に評申候。藥品効能の眞僞をも不辨。重て御ためし有之候品を下において評する儀も有之間敷候事に候得共。畢竟輕き醫業之者藥店と引合渡世同樣之事故。强て不及加入候間。忌候醫師之面々は其深き御救之思召猶々能致勘辨相心得居候樣可被致候（憲法部類）○明和元申年閏十二月御觸書。朝鮮種人參之儀は世上人參拂底故。末々輕きものは病用之節もたやすく難相用。病氣本復せさるものも多く有之候に付。日本に可致出候はゝ。萬民御救之事故。先々御代朝鮮國へ人參種御所望被遊。野州今市邊にて御作らせ。其効能御試し有之候處。全く朝鮮人參に不相違候に付。澤山に作り出候樣に被思召候（憲法部類）○明和四亥年七月御觸書。朝鮮種人參割候而袋入。壹兩入代六百文。半兩入代三百文。小半兩入代百五十文。五分入代七十二文。右之通人參座相渡候。かろき者共へ寄々可被啗置候事。同年八月三日御觸書。朝鮮種人參之內。上竝兩品へ此度一根毎に極印いたし。唯今迄之通定直段を以可相渡勿論。肉打細鬚割人參。右五品共武士方。町方。在方望之者へ相渡候。若定直段不存者も有之候はゝ。人參座へ可承合候。下賣之者。江戸本町三丁目奈良屋重兵衞。日野屋治兵衞。同仲右衞門。同半兵衞。同七左衞門。

北村久右衛門。餅屋市兵衛。同藤兵衛。酢屋三右衛門。同久左衛門。伊勢屋武左衛門。同吉兵衛。同市兵衛。近江屋茂兵衛。岸部屋善左衛門。小西新左衛門。同長左衛門。大阪屋庄左衛門。同吉右衛門。同與兵衛。南傳馬町一丁目。伊勢屋孫八。伊勢町酒屋半兵衛。伊勢屋佐右衛門。橘町大阪屋平六。京都清水門前二丁目鳥屋忠兵衛。二條通室町西へ入町香具屋四郎三郎。飛驒國高山町井保平右衛門。右下賣共へ。唯今迄は包封印之儘にて相渡。定直段を以賣捌候處。此度より上並二品之人參極印いたし。肉打は極印なく。何印と封印相止。壹斤入。半斤入。小半斤入。箱に詰相渡相對直段を以。賣捌候樣申渡候。細鬚は是迄下賣へは不相渡候得共向後は相渡候。右細鬚人參割人參は包封印にて。是迄之振合之通。右五品とも下賣之者より江戶中。並諸國藥店其外手寄次第。當八月朔日より相渡筈に候間。此旨醫師之類。藥種屋共は勿論其外末々之者に至迄も。其所之役人より不洩樣可申聞候。此觸書付町場宿場自身番所在方は村役人宅へ張置。無怠慢御救之廉。行屆候樣可申聞候。右之趣奉行支配之所は奉行より。御料私領寺社領共不洩樣可被相觸候七月(憲法部類)〇同年十月二日御觸。大傳馬町二丁目堺屋九左衛門。大阪屋勘兵衛。美濃屋太兵衛。本石町三丁目堺屋治兵衛。大阪屋孫八。本石町四丁目日野屋孫八郎。須田町二丁目大阪屋太兵衛。元飯田町大阪屋孫兵衛。麴町十一丁目堺屋長兵衛。市谷田町大阪屋清左衛門。二葉町大阪屋七郎左衛門。芝居町大阪屋六兵衛。新兩替町大阪屋八左衛門。小舟町大阪屋仁兵衛。小船町三丁目大阪屋四郎兵衛。米澤町一丁目松本屋彥四郎。伊勢町田中屋市右衛門。右藥種屋拾七人之者共。今度朝鮮種人參下賣申渡候間。當七月中申渡候振合之通に相心得。江戶中並諸國藥店其外へ手寄次第。賣捌候筈に諸事。當七月相觸候通。相心得可申候。右之趣奉行支配は其奉行より。御料私領寺社領共不洩樣可被相觸候(憲法部類)〇明和七寅年三月十二日御觸書。神田紺屋町三丁目於朝鮮種人參座是迄相渡候上人參。並人參。肉打人參。細鬚人參。割人參は是迄之通相渡。外に大人參用候節。求易ため向後並次人參。右於人參座相渡候間。左之通り可相心得候。並人參壹兩目代金貳分。同半兩目代金壹分。同小半兩目代金二朱。右之通江戶中武家方寺院。並町方へ不洩樣可被相觸候。同年六月二十九日御觸。江戶座賣唐人參之儀。長崎表園高拂底に付。唐船積渡有之迄は。暫く座賣相休候間。向々へ寄々可被達候(憲法部類)〇同年八月十三日御觸。江戶音羽町六丁目俗醫谷治兵衛。同今泉惣右衛門。右之者共上野。下野。陸奥。出羽。信濃城下。並宿場在町其外迄も。朝鮮種人參相對直段を以て賣弘候筈に候間。其旨可被相心得候。右之趣御料私領寺社領共可被相觸候(憲法部類)〇同八卯年十二月二十九日。朝鮮種人參賣弘人。音羽町六丁目家主平次郎店。俗醫谷治兵衛。今泉惣右衛門。下請人手先之者在々相廻り候節。不法之儀有之由相聞候に付。夫々御仕置申付候以來。在々賣弘候節。諸事常體商人之通致し望候もの共へ賣渡。決而押賣致間敷旨申渡候間。其趣相心得不法之儀有之者勿論。押賣等致し候者有之候はゝ其所に留置可申出候。右之趣向々へ可被相達候(憲法部類)〇天保十四卯年十二月御觸書。朝鮮人參之儀拂底之品に而。高直成故。輕きもの及大病候而も容易に用候事難儀に付。享保年中より朝鮮種を以人參作殖之儀御世話有之候處。次第に増長いたし。當時は諸國にて作覺世上差支にも無之趣に候間。公儀より作殖被仰付候儀。以來被差止。製法所にて座賣相止候。是朝鮮種人參作候儀無謂候而は不相成處。以來は作り候儀は勿論賣買とも可爲勝手次第候。右之通寛政二戌年十二月相觸候處。享和三亥年二月當分之內野州一國之儀は不殘御用作に申付候旨相達候。以來又々人參拂底にて高價に相成。下賤之もの共及難儀旨相聞候に付。猶又向後は寛政之度相觸候通相心得。作り候儀。並賣買勝手次第に候間。可成丈人參作增候樣可被申付候。右之趣下野。陸奥。出羽。信濃。越後國御料は御代官。私領は領主地頭より。可相達旨可被相觸候。十二月。右之通御書付出候間町中不洩樣入念可相觸候。」右人參賣下の事に付ては。種々世話ありしその一端を知るに足れり。【支那人參】矢根人參(一名三寸人參)と稱する短き胡蘿蔔は。明治初年清國より輸入せしものなりと田中芳男の說なり。

ニヨウゴ 女御の稱。和訓栞に。にようご。女御のよみ也。雄略天皇の紀に始て見えたり。今は親王三公の女の中より入内したまへり。」【女御代】は。女御なき時に女御に代りて召るゝをいふ」と見え。又たまかつまに。女御といふ班をたしかに定められたるは。何れの御世のころよりのことにか有けむ。雄畧天皇の御世の稚媛を始といふはひがことなり。書紀の彼御卷に女御とあるはたゞ撰者の例の漢文にこそあれ。そのかみ實に此號ありしにはあらず。すべて彼紀はかゝる文字につきて。後の人の思ひまどふこと多きぞかし。そもそも女御といふは。もと漢國にて王の御す女をひろくいへる目にて。一つ定まれる號にはあらず。皇朝にても。本は然なりしを。後に定まれるしなにはなれる也。かの雄畧紀なるもたゞ御す女とし給へるよし也」といへり。

ニヨウバウ 女房は。宮中に仕奉る女官の事。制度通に。本朝妃嬪の職そ

の來ること久し。令にのするところその次第かくのことし。內侍司以下。藏司。書司。藥司。兵司。闈司。殿司。掃司。水司。膳司。酒司。縫司。凡十二司あり。內侍司に尙侍。典侍。掌侍三等あり。以下の諸司此に準して差あり。いつれも女孺。或は采女若干人ありて之に屬す。采女は令を按するに古へ郡の少領以上の姉妹。竝に子を選びてこれを中務省に申して奏聞す。諸國より之を進むるなり。これを掌る司を采女司と云ふ。この外又上﨟。小上﨟。中﨟。下﨟。得選。刀自等の名あり。禁秘御鈔。竝に職原鈔追加等に詳なり」といへり。上﨟といふは﨟を積みたる人を稱す。﨟を積むとは年功を積むなり。貝原氏の官位訓に。上﨟といふを女の事とばかりおぼえていひのゝしる人あり。さるにても淺ましき事なり。上﨟と申すは親王大臣などをこそ申す也。下﨟といふだに無位無官の人をいふにあらず。上﨟。中﨟。下﨟いづれも其官位淺深の相當あるべし。云々といへり。また貞丈雜記に。下﨟の女房の事。鎌倉年中行事云。上﨟は御一族之娘。中﨟は奉公之娘。下﨟は御中居殿原之娘也」と云へるは。武家のうへの制をいふか。泛く身分の貴き婦人をば上﨟と云るならひなり。」職原鈔に云く。【上﨟】不レ謂二是非一。二三位典侍號二上﨟一。着二赤青色一候二御陪膳一也。不レ補二是等職一聽レ色。大臣女。或大臣孫也。孫猶或不レ聽。或聽レ之。禁中無二小路名一。仍雖二最上一。號二大納言一。上古可レ然人女。皆爲二女御一。更衣只官仕華族人。不レ爲二最上事一。但又有レ例非レ恥。新院御時督三位（能圓女）。按察三位。雖レ爲二三品一。不レ入二夜御殿一。不レ取二劔璽一也。是僧女故也。近代三位濟々東宮。竝親王御乳母。又無レ何院女房等。皆敍二三位一。力不レ及事也。仍禁中濟々。又有二何事一哉。是近代事也。先帝典侍。當時恣着二禁色一。參內可レ止事也。櫛中納言（狂者）頻參。不レ可レ爲レ例。建曆左衞門督局（親兼女）依二院御計一。着二禁色一。是過分事也。但別儀也。其後又中宮女房按察（雅緣僧正女）。是又着二禁色一參是別儀歟。但如レ此事亂政也。但自二中宮御方一。時々參之間。無レ何非レ可レ脫。建曆之比家綱卿女不レ聽レ之。親兼卿女聽レ之。是非道甚也。但別儀中々不レ能二子細一。【小上﨟】不レ謂二善惡一。公卿女號二上々﨟一。着二織物竝表着一也。侍臣女依レ儀。公達女勿論。諸大夫公卿孫。或爲二小上﨟一。或爲二中﨟一也。可レ依二父官一歟。僧女依二俗姓一。假令俗姓生公達者。公卿遠多爲二小上﨟一。近兵衞（院御時）又當時大貳法眼成海女。成海坊官法師也。成海父生公達也。是着二織物一。萬人引二此類一。尤不レ可レ爲レ例。右京大夫大納言資賢孫也。而父雖レ爲二坊官一。不レ着二織物一。依レ人異事也。【中﨟】內侍外不レ着二織物一類也。是昔號二命婦一侍臣女已下也。諸大夫夏家下。醫陰陽道等號二中﨟一。八幡別當女同凡一切者。多中﨟品也。【下﨟】諸侍。賀茂。日吉。社司等女也。皆稱二候名一也。不レ及二國名一。但其內宿老者。或賀茂祭爲二命婦一渡後。或國名。或又候名有也。是近代如レ此。皆下﨟藏人也。但近代中﨟品上品藏人多歟。凡女房。上﨟。小上﨟。內侍。外不レ入二夜御殿朝餉內一。只中﨟渡二朝餉緣一。下﨟不レ渡レ之。中﨟不レ取二御服一。於レ局着二紺紫小袖離一事也。錦端席御座敷外。不レ用事也。」【得選】三人也。又髮上采女兼レ之近代華族過レ法。而女房大略無二差別一氣色也。行幸之時。持二大袋一。與二內侍一同車。是不レ可レ然事第一也。但不レ然者不レ可レ叶二公平一。故無二沙汰一也。凡於二車寄一乘車。女房近代例也。況得選不レ可レ然事也　而行幸走內侍同車之時聽レ之近代事也。」【采女】陪膳采女尤可レ然事也。近代漸所令二零落一無レ極。尤可レ有二沙汰一事也。陪膳采女。典侍仰レ之。應和例也。節折藏人。依二神祇官申一內侍宣也。」【刀自】刀自御膳宿臺所各別也。衣唐衣體也。結レ巾但近代只衣結レ巾着二唐衣一。是一向御膳役者也。【女官】臺所女官御裝束物沙汰。不レ可レ口二入供御一。但近日兼二刀自一。同類女官等。訴訟之時。群參外無二殊事一。御湯殿女官。奉二公物一也。無二指俸祿一。尤不便。他女官等如二浮雲一歟。【主殿司】六人。近代十二人。華飾幽玄。送レ日添レ時。今不レ取二侍臣脫沓裏無一。於二殿上沓脫一。不レ入二御殿一。而勅臨二除目申文撰定時一。進二廣廂一不可說事也。申文撰之時。藏人一人留二殿上一。此藏人申文傳二貫首一例也。近日藏人不レ知二子細一如レ此不可說。主殿司美麗姿也。公人內可レ稱二神妙之職一。」【女孺】近代不レ着レ衣。只小袖唐衣也。以二左道姿一。御調度觸レ手。上下格子奉仕。是藏人等如在不當故也。御所中掃除指油等役。女孺所レ知也。近代樣不可說。動失二禁中禮一。召二便所一爲レ家。是寬平遺誡其一也。尤可レ止云々。さて【內侍ウチツミサムラヒ】は。其起源いと古し。古傳に天照大御神天の石屋を出給ひ。新宮に坐しゝとき。天兒屋命。太玉の命。日の御綱をかけ廻らして。大宮能賣命（即天宇受賣命）を御前に侍らはしむ。とあるぞ始なる。平田翁の說に。內侍とは。男は外事を專と仕奉るを。內御屋に侍ひ仕ふる由なり（後には字音に那伊斯と稱ふめり）。さて此官の始を或說に。此大宮賣命の故事より起れる由云るは。信に然る說にて。古語拾遺に記されたる趣も。緣也とこそ言はれ。さる意とは聞えたり。斯て後に此職掌を定て。尙侍。典侍。掌侍と別られたり（尙侍はないしのかみ。典侍はないしのすけ。掌侍はないしのぜう。と唱ふること禁中名目抄に見えたり）。後宮職員令に。尙侍二人。掌下供二奉掌侍奏請宣傳一。檢二校女孺一。兼中知內外命婦朝參及禁內禮式之事上。典侍四人。掌同二尙侍一。唯不レ得二奏請宣傳一。若无二尙侍一者。得二奏請宣傳一。掌侍四人。掌同二典侍一。唯不レ得二奏請宣傳一と見

え。尙侍。典侍。掌侍をすべて內侍と云ひ。此內侍たちの常に侍ひ居る局を內侍局とも。內侍所とも云なり。さて大宮能賣命の大御神の御前に仕奉らしゝ趣を。古語拾遺に。如下今世內侍以二善言美詞一和二君臣之間一。令中悅二懌宸襟一也。と記されたる文意は。後に內侍といふ女官たちの。天皇に近く仕奉りて。君臣の御間を執り和し。また宸襟の結ほれ給ふ時は更なり。常に善言美詞を以て。悅懌しまつる事の如く。仕奉り給ひしと云る義なり。云々(古史傳玉襷を參取す)といへるが如し。內侍は後宮に在て。殊に重き掌なれば。聊そのよしをいふのみ。」【女房の事】羽倉考云。禁裏院中等にて女房と云は。上臈。小上臈。中臈。下臈の官女を云。夫より以下の官女をば女房とはいはず。玉葉。禁秘抄等の文にても明なり。當時も下臈以上は長局とて一列に房あり。故に女房と云歟。夫より以下の者は。相合曹司などありといへども。其一列には非ず。又人臣の家にても女房と云は。是も下臈以上なるべし。玉葉。承元三年三月二十三日。定二女房名一(殿名候名。上中臈有二殿名一。下臈無二殿名一。久安記云。上中下臈。皆有二候名一。上中臈有二召名一。下臈無二召名一。雖二中臈一除二沿達及藏人五位女一之外無二召名一。但至二大進一者。依レ爲二乳母一有レ之)。寢殿南廂云々。禁秘抄曰。凡女房。上臈小上臈內侍之外。不レ入二夜御殿朝餉內一。只中臈渡二朝餉緣一。下臈不レ渡レ之。中臈(一本此二字なし)不レ取二御服一。於局着二紺紫小袖帷一事也。錦端席御座敷外不レ用事也。」また云。女官飾抄に。主人々々とあるは。女房に對しての名目と見えたり。彼抄は一條禪閤の抄なれば。一條家など如き攝家の政所。御臺所。姬君などの事を指て主人と云ひ。家の仕女を女房と云なるべし。」榊巷談苑に。女房。男房といふこと。盛衰記に。賴政化物を射おとしければ。貴賤上下。女房。男房上を下にかへし。堂上も堂下も紙燭を出し。松明をともしてこれを見るとあり。また侍中群要にも。女房。男房とあり(與淸按に。侍中群要三の卷。供二御盥一事の條に。此事多女房所レ供也。召二男房一希有事也と見ゆ)。上代にはなきこと也。安齋隨筆赤鳥の下卷に。女房。男房。源平盛衰記卷三十四。壹岐判官知康が鎌倉御所にて。手鼓を打たる事を記したる條に。女房。男房心を澄し。落涙する者も多かりけりと見えたり(與淸按に。秋草。人の要を女房といふ事の條にも。此語を引けり。盛衰記に男房の事三處見ゆ。十六の卷。三位入道藝能事の條。二十八の卷源氏追討使事の條。三十四の卷知康藝能事の條也。こゝにいとすゑなるを引出しは。訝かしきわざならずや)。或書に此文を引て女房の字に付て。男房と云こと。古はありし也と記せり。是は男房の詞を實正の事としたる說にて誤也。盛衰記の外。古書に男房と云こと見えず。南留別志四の卷に。女房といふ事。女ばかりにかぎり。房の字をつけたりとおもへは。源平軍物語といふ草子には。男ばう。女ばうといふ事あり。部なるにやなどいひたれど。これよりいとはやく見えし事也。天曆御記。應和三年八月の條に。殿上。王卿及男女房云々。小右記天元五年三月の條に。男女房間云々。日本紀略。應和二年八月二十日の條に。男女房獻二和歌一云々。西宮記正月部上童親王拜覲の條に。給二男女房供一云々。北山抄三の卷。內宴の條に。給二男女房裝束料一云々。小右記永觀三年四月晦日の條に。以二十貫一令レ賜二男房一。十貫給二女房一云々(按に年中紀閏四の卷にも。こゝの文を引たり)。政事要略二十五の卷。亥日餅の條に。藏人式云。初亥日內藏寮進二殿上男女房料餅一云々。參考保元物語三の卷。左府死骸實檢事の條に。鎌倉本云。女房。男房。我も我もと心を通し思を動し云々などありて。其外にもおほかるべし。さて男房といふ名義は。安齋隨筆後院の下卷に。藏人の事を指て云也。藏人の職は。天子の御身近く親み召仕はるゝ者にて。御側の女房も同樣なる故。女房に擬て男房と云たる也。藏人に非ざる男を男房とは云べからざる也。源平盛衰記に。壹岐判官知康が鎌倉に下りて云々。此男房は藏人を指にあらず。女房と云に付て。口拍子のよきまゝに。男房と云たる也と解。侍中群要一の卷に。寬平二年左大辨橘廣相奉レ勅作りし藏人式を引て。凡藏人之爲レ體也。內則忝陪二近習一。外亦御二諸司職掌之尊一といひ。山槐記永萬元年六月の條。禁秘抄藏人事の條。禁秘抄階梯中卷。簾中抄禁中藏人所の條などに。しるせしにてしらる。雜問答考にも說たり。」また同書に追補して日次紀事七の卷。康和五年の條の。藏人持二參臺盤所一。女房取レ之。持二參御帳內一。令レ供二阿末加豆一。子細見二九條殿記一。彼時女房勤二仕此役一。然而有二院宣一。被レ仕二男房一也云々。江家次第六の卷。三日御燈事の條の。寬平七年。御燈日行二幸曲水宴一。內藏寮供二殿上男女房酒肴一云々。明月記一の卷。建久三年三月十五日の條の。殿上男女房素服云々などあるを補ふべし。」【女房位階の事】有職問答に。女房の位階に。從一位。二位。三位に申樣と承及候。如何。答。正二位。三位と云事。女の位階には無之。女敍位の古抄にも慥如レ此被レ載候。從一位。從二位のみ也。正一位は男も贈位の外不レ任候也。」女房の位階に四位。五位をも被敍候哉。具蒙仰度候。女敍位の時第一に先從五位下より敍する也」と見えたり。猶ヂヨクワム參看すべし。

ニヨジヨイ 女敍位は。隔年に正月八日。女房の敍位を行はるゝを云(江家次第式日近代擇二吉日一)。公事根源に。是は女房の位階を敍せらるゝことにて。隔

年に行はる。其儀大方は叙位に同し。大輪轉。小りんてん。きりくひの申文。うつぼ勘文なといふ物あり。切杭の申ふみといふは。たとへは。生年十一歳の女官。四十年の勞をもて叙爵する也。其故はかの十歳の女の母三十にもならは。其間の勞をかんかへて。母の三十年と。女の十年とを取合せて。四十年の勞になして。五位のしやくを申也。是をきりくひの申文とはいふへし。又典侍。掌侍。命婦。藏人。東豎子。はしの物を叙する事あり。二位。三位などさるへき人あれは叙せらるゝなり。中にもあづまわらはと云は。內侍司の被官にある物にて。行幸の時。姫松とておかしき馬に乘て供奉するこれか事也。是は三子をもちひらるゝにや。三子は天子のほりにて有よし。由緒も侍る故とかや。年毎に申文をいたして。必す五位の位を給也。是はむかしよりおなし名乘を相傳して。紀朝臣季明となのるいとふしきなる事にこそ。持統天皇の御宇。正月に內親王以下の位を給と侍るは。女叙位のはしめなむかし。」右同書の標釋に【大輪轉。小輪轉】江次第抄。大輪轉。女司以下之人。輪轉叙爵。外記進二其勘文一。中古以下絕畢。江次第云。小輪轉闕司。主水。東豎。大輪轉。女司。主殿女官。御手水女官。掌縫女官。闕司。主水。東豎。【うつぼ勘文】江次第云。空勘文。自二後朱雀院時一。不レ載二可レ叙之者一。只載二例許一。故稱二空勘文一。【きりくひ】江次第抄。切杭如三樹杭生二若立一也。【三子】江次第抄云。東豎以二三子一爲二東孺一。按二蕪藻一。多以二紀朝臣季明。阿閉宿禰友成一。爲二其名一。中古以來。以二季明一定爲二其名一。不レ似二尋常一事也。【持統天皇御宇】日本紀持統天皇五年春正月癸酉朔。賜二親王諸臣內親王。女王內命婦等位一とあり。右女房叙位の事。女官の條をも通はし見るべし。明治以後には。婦人の女官又は教諭等に任ぜられしものは。叙位をうくるを例とす。

ニヨボク　如木。（スヰカムの部に記す）

ニヨヰハカセ　女醫博士は。是れ當道の董なるべし。女の療養を奉行する職也。權女醫博士もおなし（ヰシヤ。サムクワ參看）。

ニワウ　二王は。寺門の二大像を俗に稱ふる名なり。東を金剛と名づけて口を開きたり。西を力士といひて。口を閉ぢたり。一說には。二王の中門に在るは。多門。持國の二天王といふ。

ニワウヱ　仁王會は。初めは宮中に行はれしが。遂には一時諸國にても。修むるに至れり。大日本史佛事志云。仁王會。齊明帝始行レ之（日本書紀）。凡天子卽レ位。一代必一行レ之。其儀朝晡二時講畢。宮中諸殿省寮等。隨便莊嚴。設百高座。每二一堂一高座一。七僧一沙彌。堂別六位以下堂童子四人。佛前五位王以下二人。講讀師並衆僧前五位王以下四人或二人。先期任行事司。中納言一人。參議少辨以上各一人。五位二人。六位以下臨時定レ之。卽行事司差二充職掌一。各供二其事一。並以二京官及諸國司奉使在京者一充レ之。其人數量レ事定レ之。當二齋會日一。禁二斷殺生一（延喜式）。又有二臨時仁王會一（日本紀略）。孝謙帝前後凡四行レ之（續日本紀）。仁明帝又四行レ之（續日本後紀）。文德帝仁壽二年。仁王會設二百高座一。起レ自二宮城一至二于諸國一（文德實錄）。陽成帝元慶二年。仁王會設二百講座一。京師三十二。諸國六十八。光孝帝仁和元年。仁王會始レ自二紫宸殿一。諸殿諸司十二門。羅城門凡三十二。及五畿七道諸國。皆同日修レ之（三代實錄）。臨時仁王會。後世甚衆不レ能レ紀（參取日本紀略。中右記。諸書大意）公事根源云。吉日をえらびて行はる。式は三月なり。大極殿。紫宸殿。淸涼殿なとにては此事有。仁王護國般若經を講せしむ。ひとへに朝家の御祈の爲なり。齊明天皇六年五月に。仁王會あり。聖武天皇神龜六年六月に。宮中ならびに五畿七道にて行はる。また一代一度の大仁王會と申事も侍にや。云々。」尙ほ江家次第に詳かなれとも省略せり。

ヌ之部

ヌエ　鵺は。又鵼とも書き。ヌエドリ。ヌエコドリとも呼ぶ。梟類の一種なり。古事記にも見えたり。世に怪鳥として其鳴くを凶兆となす。多くは吉野山等の深山に棲み。大きさ鳩の如くにして。色は黃赤に黑の斑あり。背の上は黑く。下は黃にして。脚は黃赤なり。晝は隱れ伏し。夜出でゝ樹間に鳴く。其聲小兒の叫ぶに似たり。又關東地方にては。此鳥を虎ツグミ或ひは鬼ツグミとも云へり。彼の近衞帝の御時。源賴政が。怪獸を射獲したりしと云を。世に傳へて鵺退治と云ふ。此怪獸の形の。猴首。虎身。蛇尾にて。聲は鵺の如しと云へるより。世に誤つて斯くは云ひ傳しものならんと。或は云ふ。帝の御惱申の刻より始りて。一刻毎に病勢變じ。寅の刻に盛りに。巳の刻に終りしを。賴政鳴弦の法を行ひて治せしなりとぞ。而して亥の刻なきを以て猪早太と云ふ者を假設せしなるべしと。

ヌカ　糠は。穀類の實を包む薄き皮なり（脫皮即ちヌケカハの略なりと云）。籾殼の內にて米を包む薄き皮にして。臼にて搗けば粉となりて脫す。多くは牛馬の食料。田畠の肥料と爲し。或ひは鹽に和して蔬菜を漬け。物を洗ひて脂垢を去る料

に川ひ。又往古より凶年には。食物の代川にせし事などありて。其川極めて多し。今粉糠とも稱し。麥には麥糠。黍には黍糠など云へり。又米の如き其の外部を包める。即ち糀殼を稱して荒糠（アラヌカ）と云ふ。

ヌサ　幣帛は。神に奉る所のもの。或は祓などに出すものをも云。和訓栞云。ぬさ。萬葉集に幣と訓せり。神に獻る物に云は。もと五色の絹布抔を。疋ながら用し事と見えたり。末レ織の木綿麻を通し呼へり。よて後世麻をもよめり。又祓麻とも書れは。ぬきあさの義にや。」源氏物語に。扇と櫛を人の許に遣はすをも。ぬさと書せり。幣帛の本意なるへし。」古事記。訶志比宮の段に。取二國之大奴佐一云々。記傳云。奴佐は神に手向る物をも云（萬葉歌に讀るは。皆神に手向る故。幣とも幣帛とも書たり）。又祓に出す物をも云。名義は禱布佐（ネギフサ）にて（泥疑布を切むれば奴となる）。事を乞禱ぐとて出すよしなり。祓の奴佐も。其罪穢を除淸め給へと。禱ぐ意を以て出すなれば。神に獻りて。禱ぐと意はへ一なり。さて布佐は麻なり。古語拾遺に。好麻所レ生故謂二之總國一。古語麻謂二之總一也。今爲二上總。下總二國一とあり（麻を布佐と云しと。此他には見えたることなけれども。總國といふ名を思ふに。信に然ぞありけむ）。抑神に手向るも。祓に出すも。其物は種々ある中に。殊に麻をしも名に負るは。あるが中に主とする一種に就てなり。即麻と書くも此故ぞかし。云々。今京などになりては。大祓に大奴佐と云物。唯名のみ存て古のとは其趣大に變て。本意は亡たり。貞觀儀式。大祓條に神祇官頒二切麻一云々。祓畢行二大麻一。次 三五位已上切麻一。既而散去とあり。次字の下なる字。己が見たる本。何れもさだかならず。振若くは撥などにやあらむ。行二大麻一と云こと。いかにしけるにか。おぼつかなし。江家次第同條に。次行二大祓一とありて。細書に神祇官人以下執レ之。上卿以下座前引レ之。上卿辨大夫諸司料各異。西宮抄曰。上卿料祐曳とあり。又古今集歌に。大麻の引手あまたになりぬれば云々。顯昭云。大麻は祓するに。陰陽師の持たる串にさしたるしてなり。祓はてぬれば。是をおの〳〵引よせつゝ撫る物なれば云々と云り。此說によらば。引手あまたとよめるは。江家次第に座前引之とあるとは別事なり。思ひ混ふべからず。又公の大祓の大麻と云名をかりて。私の祓にも大祓と云るか。大てふことあたらず。但し師の冠辭考に。引手あまたとよめる大麻は。大きなるぬさなりと云れたるに依らば。儀式などに大麻とあるも切麻に對て。大きなる由の名にて。古の大奴佐とは。本より別なるか詳ならず。そはとまれかくまれ。古に大奴佐と云しは。中昔よりこなたのとは其趣異なるものぞ。さて又神事に榊枝に麻と紙とを垂たるをも奴佐と云。紙は木綿の代なり。又神社より授る御祓大麻と云物は。木綿麻を串に挾みたる形にて。此も紙を代に用るなり。」三省錄云。ある文に曰。神代には楮をぬさと名付て。神に奉まつり。その後紙を製してより。紙をきりぬさとす。古しへは旅行する人も。ぬさ袋とてふくろをこしらへ。中に五色のかみをきり。米麥の類を交入れて持行。國の堺あるひは山川などに。道祖神を祭り置るに手向て。旅行の平安を祈る事なり。今諸國に石氏と唱へて祠のこれるは。むかしの道祖神なるべし。菅家の神詠に。此度はぬさもとりあへずとあるはこれ也。此【ぬさぶくろ】は。上古死するものあれば旅立の體になして。棺に入れしとなり。今死者のもちゆる袋は頭陀袋と云。此あやまりなるべし。頭陀といへるは天竺の辭に乞食するを云。しかるに日本にて。君父親類に乞食さする法やあるべき。」また好古小錄云。麻袋は。豐前國宇佐の邊には古製傳りて。今猶此を用ゆ。竹にてあみたる籠なり。竹籠をふくろと云は。笛袋と同意なり。其ぬさ今は練帛は用ひす。いろ〳〵に染たる紙を用ゆ。囊のめよりこぼれてみゆる體。源氏物語に。色々こぼれ出たるみすのつま〳〵すきかげなと。春のたむけのぬさぶくろにやとおぼゆと書る。げにと思はれ侍る。近來好事家錦繡をもて製してぬさぶくろとて翫ぶは。無稽のもの也」和訓栞云。ぬさぶくろ。源氏に。春の手向のぬさ袋と見えたり。賢木の枝に木綿をつけ。又綾錦の五色のきれなとを入て。首にかけ。道祖神を祈る手向にする也といへり。すきたる袋なりともいへり。拾遺集に。物へまかりける人の許に。ぬさをむすび袋に入てつかはすと見えたり。新千載集に。「わたうみの千尋の神に手向する。ぬさのおひ風やます吹なん」。今死者に白布の袋を首に懸しむるの風俗あり。是もぬさ袋の遺意也と云り。或は供米。賢木。幣帛。祓串をも入とも云り。」桂林漫錄云。幣。說文云。幣帛也。周禮天官太宰注云。幣帛所下以贈中答賓客上者とあり。奴佐と訓す。按に叩頭捧の畧にして。乃聘物を云なり。布帛を木の枝へ打掛て。神へも貴人へも奉るを云（幣を爾蠻豆とも訓するは。和布の義にして。布帛のなごやかなるを稱したる也。又和名抄云。論語注云。幣今江東云二幣帛一。和名美天久良。即ち滿座の意にて。幣を置盈たるさまを云。是も亦用を以て體に訓したるなり）。小なれば枝を用ゐ。大なれば根こぢに拔たる木を用ゆ。今祭禮に用ゆる榊は。其形をうつせるなり。又紙の切垂たるを。木或は竹に挾て。神の社に奉る物を幣帛と云は。其もつとも略なる物なり。古くは神詣する人。幣帛を手づから作りて携行こと。福富草子の畫に見えたり。又旅行する人は切麻とて（又麻を奴左と訓したるは。川を名としたるなり）。青。黄。赤。白。

ヌサ

黑（或は紫）の麻布の。長四寸幅八分に切たるを重ねて結び。白き紗か緞子の袋に入。道すがら神の廣前に捧て手向する料とす。其袋を麻囊と云。卜部家にて用らる囊の圖式に。寸法を悉しく記せり。好古小錄に載たる麻囊は田舍にて葬送の時。柩の先へ持しむる。花籠と云物なり（籠の内へ。五色の紙にて。切たる花形と錢を入。振こぼすやうに作る）。斯る不淨の物を。爭て字佐の神事には用ゐ來にけん。御簾のつまぐ透影など。春の手向の麻袋にやと覺ゆと云る源語の文には。紗もて作れる袋の目より。切麻の色々すきて見ゆるぞ。親しかるべき。」嬉遊笑覽云。ぬさ。拾遺集（雜上）。物へまかりける人のもとに。ぬさをむすび袋に入てつかはすとて。云々とあり。源氏物語（若菜上）。色々こぼれ出たるみすのつまぐ。すきかげなど。春のたむけのぬさぶくろにやと覺ゆ。細流抄に。三月の末なれば。春のくれて行手向をいふなり。道祖神に手向る麻に。きぬのつまともをまかへたるなり。花鳥餘情に。ぬさは色々の紙を切てすきたる袋に入たるにや。云々。落くぼ物語。筑紫の帥に。大臣殿馬のはなむけを云處に。上には唐びつの大きさに滿たる幣ふくろに。中に扇百入て打覆ひ給へり。好古小錄に圖あり。其說云々と記しぬ。是をいか樣に用るにか。其由をいはず。此製の物いづくにも有べし。先年上州草津。又野州日光にても見たりしが。何れも葬儀に用ふ。是を二本先に立てゝふらせて。籠の内に入たる紙の花びらを散らすなり。この花籠古のぬさ袋にや。覺束なし。日本歲時記。端午の處を畫きたるに。幟の頭に之を付く。又寶永頃の畫。攝津國住吉の御祓の學びする處。御祓箱に長き柄をさし。其頭に之を付たり。但し此等は飾り物にて。籠の内に花を入て散すをはなかるべし。拾遺集に。むすび袋と云るは。かゝるものとも思はれず。」右幣ぶくろの事は。桂林漫錄。嬉遊笑覽の說。可なるに似たり（ニギテ參看）。

ヌスビト　盜人。（タウゾクを見よ）

ヌタ　饅は。獨活または葱に。魚肉或は貝などを細に切り。酢味噌に和したるものにて。膾とおなしきもの也。春季の食物に宜し。和訓栞に。ぬた。下學集に。饅膾をぬたなますとよめり。ぬたあへなどもいへり。三議一統に。あつものをばとつくに。ぬたをつけずと見えたり。云々といへり。膾の條をも見るべし。

ヌノ　布。（フハクを見よ）

ヌノコ　布子は。古は麻布を用ひしが。近代の布子といふは。木綿を以て製し。綿を多く入れたる粗服の稱なり。和訓栞云。ぬのこ布子の美冷葛も同し。古へ麻布を用たり。又ぬのこともいへり。余浙兵制に綿襖を譯せり。又布用爲二常服一。

旡二棉花一故也と見えたり。棉花はきわた也」とあり。嬉遊笑覽云。布子はもと麻をいふなり。狂言記法師物ぐるひ。織たる布はなにく云々。十德布子の面こがたびら。同拾遺すゝ竹のつめたといふを有。すゝ竹色の布子なるべし。布子をおひえと云。愚老若き頃迄は諸人の衣裳木綿布子なり。麻は絹に似たればとて。麻布を色々にそめ綿を入おひえといひて上に着せし也。原本おひへと書り。冷の義なるへければ。へをえと改む。布は出所多し。木曾の麻布は信濃にて織り。手作は武藏によめり（中畧）。昔綿を多く入て夜の物とて夜着にする。是をおひえとも北のものとも名つけたり。また異名を布子とも綿入ともいふなり。此詞みな公家より出たり。今やんごとなき御方は布子おひえの沙汰はしろしめさずといへり。庭訓往來の抄云。北の物といふに一說あり。織物板の物古びたるを張拵へて國裏を繕るなり。綿を多く入て。夜の物とて夜着にするなり。又おひえなどゝもいふなり。然るに彼夜着を北の物といふ事は。裏に越後をするに依てなり。又おひえといふをも。冬は北より來るものなり。越後國は即北なり云々。惣じて國裏といふは。越後より外につくべからず。絹裏の外ならば只裏布の裏なんどゝいふなり。又何くの國にも。布はあるに依て。國裏といふ歟。悉く公家より出る詞なり。布子ならば綿入ともいふなり。これはおひえといふ義ちがふなりといへり。布子をおひえといふも義違ふにあらず。北の物よりうつりたる名なり。續山井に「身に覺え冬は來にけるおひえ哉。幽步」。女重寶記には御卑衣と書たり。女詞にてお冷といふをかく書るはわろし。後撰夷曲集「貧しきが寒しといひて冬の日に。いくつきぬれとおひえ成りけり」。太極落穗集に江戸の昔をいふに。鄉村の百姓ともの儀は目もあてられぬ有さまなり。男女ともに身に布子と申物を着し繩の帶を致し。藁にて髮を束ねたる者ばかりのやうに有之候由。其時代の武人の物語を我等承りたる事に候といへり。是は友山猶其むかしを思はず。其頃布子きたるを江戸鄉村の百姓のみに限らんや。木綿出來し始を以て思ひ見るべし。袋草紙に。俊綱朝臣伏見に侍りけるに。夜もすからありきけるに。怪しの者の童子の地に臥りて讀けるは「木幡山すそ野の嵐寒ければ。伏見の里にいこそねられね」。是を聞て。小袖をぬぎて給ひけるとぞ。下﨟の着るつとりといふものは。こはたと云とぞ。おもふに野州日光山などに。こつぱた嶺ばりと呼ふ木あり。これらもと其木皮を太布などに製したるものにや。さらばこはた木とは膚の意にや。今部屋がたものゝ一ちやうらといふをば。衣服もたぬ者の。只一つあるやうの事にいふは。後

に轉りたるなり。西鶴大鑑(六)。三月三日は。天王寺清水汐干などいひて遊ふ日なり。ましてその上つ方。一ちやうらを取出して。思ひ〳〵に出立云々とあり。多き衣の中に。よきを然いへるなり。後撰夷曲集(雜部)「おはしたの下にかされし着る物は。おのが名にあふいちや紅梅」。半女の名に紅梅と云は多し。また紅梅は紅絹をいふ。是はよろづの色の內に一とするなり。云々と見えたり。

ヌバカマ　奴袴。(サシヌキを見よ)

ヌヒ　奴婢。(ヤッコを見よ)

ヌヒハク　縫箔とは。絹に縫をなし。之に摺箔したるものなり。四季草に云。女の衣服。近世には。地白。地赤。地黑などゝて。色々の亂紋を染めて。その間々に五色の絲。金絲などを交て縫物したるあり。是は室町殿の頃。繪縫物と云たるものなるべし。昔は今の如く。色々の繪を染出す事はせずして。繪を畫て。其間々に縫物したるなるべし。簾中舊記に(義政公の代。政所伊勢伊勢守平貞宗の記也)。正月御こはくご參りやう。五箇日參り候(中略)。書程に時の管領御參り候。御所樣御對面のまに。御こはぐこはこばれ候。御てながが。伊勢その外同名たちにて候。御なかだち。やくしや。おり物二つ。小袖。はかま。むれのまはり御かけ候て。きぬをめし候。おもてはれりぬきに。裏はあをく候。おもては雲をちらして。ろくしやうゑをかき候て。ゑやうは御心々にて候。髮をみだして御はこび候て。常の御所にはこびおかれ候云々。又云。大上﨟はゑぬひ物をめし候て。むれのまほり御かけ候て。御袴めし候云々。此外にもゑぬひ物見えたり。」又からぬひと云あり。貞丈雜記云。からぬひと云は。よりたる絲にて紋をぬふ也。よらざる絲にてぬひたるは。只ぬひものといふなり。」又嬉遊笑覽に。榮花三十七。けふりの後。ふせんれうのもからきぬ。ぞうがん。うすものなど。かれして作りたる菊の折枝。松などぬひたるいとおかし云々。」此卷のみならず。衣服にざうかんといへるを往々見えたり。又らでんもあり。七。とりべの。わかき人々は。縫もの螺鈿など。袖くちにおき。くちを白かれの左右のいとして。ふせくみしよろつにしさはきあへり(こゝは白さうぞく也)。」三十一てん上のはな見。つくも所にて。女房のもからきぬにゑかきつくりゑなど。いみしくせさせ給ふ。」三十二。歌合紫のふせんれうに。あをきざうがんをつけて。伊勢の海といふ催ばらを。あしてにぬひたり。」同卷。ほりものゝほれに。ざうがんのかみをはりて。題の心をさま〳〵に書たる扇云々。扨ざうがんは。鏤嵌にて。ほそかれをうづめて。もやうを作るなり。衣なとには。これを用るにあらず。箔を細く截て付るをいふ。青きざうがんなどいふは。青色にて細くゑかき。或は模などにてすりこみもしたるにや。こはもと金銀の箔を細くして用ひたるより。そのやうに。細くもやうつくるをも。しか云しをとしらる。うすものなどに。多くざうがんしたるを。後世にはうすものゝ名と心得たるにや。侍中群要に下襲夏象眼とあり。箔に細かれといふを。畫家には傳へていへるをとみえて。貞享江戸鹿子に。佛繪師細金善兵衞。細金重右衞門といへる者あり。人倫訓蒙圖彙に。細金師諸の彩色に有事なれとも。專ら佛像の繪に是を用。金銀の薄を細に刻みて衣紋をなし。花の筋をわかつ。細金師は繪師に隨ふなりといへり。また螺鈿は。青貝の粉を蒔なるべし。是即縫箔なり。縫と箔とは上に引たる文にざうがんをつけて云々。あしてに縫たりとあるこれなり。豹文記縫物の小袖の事。男は人により十四五まで着候。下々の人は不可有着候。又はくの小袖の事同前也。貴人御息御用勿論候とあり。箔の小袖は絲の縫紋なく。金銀の箔にて模樣を付る也。孔雀樓筆記(淸田君錦著)。義祖母衣服の書付にはれ着十二の內。地赤。地白。地黃。石疊の小袖。鱗形の小袖。地無の小袖なとあり。石疊は黑地に金の石疊。鱗形は黑地に金の鱗形をひしとおきたるものぞ。石疊鱗形は其時節式正の衣服と見えたりと云り。是其かみの箔の小袖なり。鷹筑波集(二)。すり箔の小袖を見ては物思ひ。貞德」。「妻のためとて縫へる打しき」。望一后度千句「春の日の光りかゝやくこし車。はくの小袖のうらゝなる體」。地無と云はすへて明たる處なく。箔のもやうあるをいふ。虛栗(天和三年撰)「いでや春地なし小袖のかい取せる「信德」。昔々物語。六十七年已前。女中地なしと云小袖持さるはなし。惣身を金箔にて。一面に松かは菱の樣に。箔置たる小袖なり。婚禮又は年始なと。男の熨斗目きる時は。女は地なし也とあり。松皮菱に限れるにはあらず。賢女心化粧(五)。地なしの鹿子ともいへり。是はひたかのこなるべし。されとも地なしといへり。諸艶大鑑(五)四十三四と見えし女房。地なしの昔着物に金入の帶して云々。これ天和中武家屋敷女のさまなり。又後日男草子(二)國姿ものに備りしすがりと見えて。紅綸の下着に。紫鹿子中着を正風にして。上は地なしの菊そろへの小袖云々。是ははくの小袖にはあらぬ樣なり。惣もやうのひたと付るにや。娘容儀册子よめ見あひの處。をり紋と地なしの小袖云々。享保中冠附「ひつかいか匂ひ小袖のうろこ形」。金絲は寛永中にも見え。又金紗の織樣唐人より傳へしは。元和中の事なるべし。堺かゞみにいへり。金絲を繍に用ひそめしは。いつの程にかあらむ。縫箔のきれの遺りたるも往々あり。その繍いと描くみゆるは。みな片絲にてぬひたるが。古くなれるか

ら見苦しきなるべし。室町殿日記(五)三好筑前守義長が妻の衣裳を。京にもとむる處の注文に。表は無紋の綾。裏は國紬。又表は國の長濱染。裏は丹太山絹。又奥紬の小袖。兩面無紋黒付紅梅の帶五條とみゆ。いと質素なることなり。」近世奇跡考に。昔の婦女は。縫箔の小袖を禮服とす。京六條に傾城町ありし時。寛永の頃までは。遊女も地なし縫箔の小袖。へり箔の小袖を着たるが。島原にうつりしより。縫箔とひつたの鹿子を禁ぜられしよし。箕山が大鑑(延寶中寫本)に見ゆ。好事の者懸物のかざりなどに用て。今に殘れるを見るに。絹に麁略なる縫をして。ところ〲摺箔をしたるものなり。今地白。地黒など云もの。其遺製歟。いつの頃にか。金絲の繍いできて縫箔はやみ。唯縫箔屋と云名のみ殘れり(古代といへとも。縫箔はなみ〱の者の着するをあたはざる衣服也。しかれともおほくは絹の地にて。縫も甚麁略なり。これ等を見ても昔の質素をおもふべし)など見えたり。今世に所謂縫箔とは。絹に金絲。及び五彩の縫をしたるものを云へど。こは縫箔の名のみ殘りしなり。

ヌヒレウ　縫殿寮。(ナカツカサシヤウを見よ)

ヌメ　絖。(ドムスを見よ)

ヌリゴメ　塗籠とは。もと寢室を謂ふ。其壁を堅牢に塗りたるより起りたるものか。貞丈雜記云。塗籠の事。平治物語に(義朝野間下向の條)。あまたの敵切ふせて。ぬりこめの口までせめ入けれども。美濃。尾張のならひ。用心きびしきゆゑ。ちやうだいのかまへ。したゝかにこしらへたれば。力なくおさだ父子をば打えず云云。太平記(卷十三北山殿謀叛の條)。天井塗籠打破り。翠簾几帳を引落して。殘る處なく搜しけり云々。按に塗籠は帳臺の事也。一つ所也。帳臺は主人常に寢る所にて。それにつゞきて納殿有て。諸道具を納め置。又帳臺は寢所なる故。用心の爲に壁にて。ぬり籠る也(客殿へ出る口と勝手へ入る口と。二所計あけて。外はぬりこむるなり)。又東鑑(卷四十二)に云。兼て被レ納二御塗籠一物等。美精好絹五十疋。美絹貳百疋(下畧)。又云。帖絹百疋(納櫃十合。長櫃三合)。內々獻二御臺所一。被レ納二塗籠一云々。古今著聞集(卷十六興言利口の部)云。三人一宿にとまりにける。家のあるじは遊女にてぞ侍りける。おの〱打やすみて。ねぬればあるじもぬりこめに入りてれにけり云々。」又嬉遊笑覽に。源氏夕顏卷。一條の宮の處。ぬりごめにおまし一つしかせ玉ひて。內よりさしておほとのごもりにけり云々。是は女二の宮人をうく思ひて。かくれたるなり。又狹衣に。大將さがの入道の宮におはする處。宮はかしこう入はてゝたてさせ玉へるに云々。うつさせ玉へり。大將あなたはぬりごめとみれば。心やすくてへだてなどもやぶり玉はずとは。これより外へ出べき處なければなり。おしいれられてといふ詞もあれば。今下ざまに押入といふも。賤しき名にもあらず。南おもてにかくろなまさすけ裝束抄。もやのなんど。又みすはなんどにかくろも。りなどみゆ。納とは物を入るゝ處の名なり。源氏物語。夕顏に。別納のかたにぞさうしなどして。人すむべかんめれ云々。細流に別屋なり。小寢殿などいふ物なり。雜舍なりとあるはくだ〱しき注也。はなれたる雜舍にて。物置處なるべし。今も物入る處を納屋といふ。又帳臺を納戸といふは。春湊浪語に納戸といふ名も。むかしは帳臺の名なり。鎌倉殿中の差圖に見えたり。今もその唱殘りて。殿中の帳臺を納戸構といふなり(中略)。按るに下學集に。塗籠土民所言帳臺。局。閨と竝び出せり。塗籠は土民のみいふをにあらず。恐くは此注は次の帳臺の注にはあらざるや。もと帳臺は濱床の名なり。類聚雜要に圖あり。御帳を設る臺なれば。しかいふ。臥所にもぬりごめにも。帳を垂るより帳內といひけむを。文字は帳臺となりしなるべし。又後世土藏といふものも。塗籠より起れる歟。土藏と云とも。既に太平記(十二)。殿法印の手の者ども。京中の土藏どもを打破て。財寶を運取けるとあり。次でにいふ塗籠はかくれの處なれば。今俗。亭主宿に居ながら。留主をつかふといふ事あり。是を猿樂狂言の塗師平六のをばに。ぬりごめ他行といへり」とあり。然ればもと寢室を稱せしが。終に土倉を塗籠とよぶに至りたること知るへし。

ヌリモノ　漆物は。本邦固有の工藝美術にして。其の技に巧妙優美の風致ある事。常に外國人の賞賛する所なり。故に今に至て名工に乏しからず。

【沿革】神龜。天平の頃は製法牢實に。延暦に至て精密に赴き。昌泰。延喜の際は製造諸國に起り。承平。天慶に衰へ。たゞ京都獨り盛なり。壽永。建久に及びて。鎌倉盛んとなり。明應にはまた京都に復す。當時世の中亂るゝを以て。其の製造昔日に及ばず。德川幕府に至りては。元祿。享保間を以て漆器細工の尤も進歩したる時と云ふべし。工藝志料云。漆器は。太古(神代を云ふ)にありや無しや詳ならず。孝安天皇の御宇三見宿禰といふ者あり。漆部連の祖なり。漆部は則漆工なり(漆部連のことは委しくは上文漆工の部に辨ぜり)。此の際既に漆工ありて。漆器を製造せしことを以て見る可し。然れども未彩漆を施す者無し。用明天皇二年。漆部造兄といふ者あり。兄は則漆部(漆部は朝廷の漆工なり)の督長なり。大化元年。孝德天皇政體を改革し。職を世にするの制を罷め。漆部連等の督せし所の工人を收め。漆部司を置て。其の工人を其の司の所轄と爲し。以て漆器を製せしむ。同二年。天皇詔して棺槨の

制を定め。棺は漆を以て。其の際會を塗ること三過せしむ。これ棺の堅耐を欲してなり。本邦に於て棺の際會を塗るの制此に始る。天武天皇御宇。赤漆を用ひて。厨子(座右の器物を置く棚なり)を装成す。本邦に於て赤漆を用ひて。器物を装成すること。此に始る(赤漆は漆に朱。又は辰砂を和したるものなり。掃墨を和して黒漆と爲すの製も。或は此の際に始まりしならん。按するに上古は未彩漆の發明あらず。漆又は金漆の液を。直に器物に塗りて。堅耐ならしむると。器物の鉸具を塗りて。銹を生ぜざらしむとの二つに出でざりしを。是に至て赤漆を製することを發明し。これを器物に施して。以てこれを堅耐ならしめ。且つ其の裝飾と爲すに至れり。是に於て髹漆の業歲月に繁し。漆を使用するの一變せしこと以て見る可し)。此の際塗漆の技一變す。爾來或は外邦の製に傚ひ。或は自ら發明する所ありて。其の技漸進む。大寶元年。文武天皇令を制し漆部司の職制を定め。正一人。佑一人。令史一人を置き。以て雜の漆塗の事を掌らしめ。又漆部二十人を置て以て器物を塗らしむ。天皇又制して。漆器は横刀槍鞍と同じく。其の器に造者の姓名を題せしめ。市井に於て。濫製の物を賣ることを禁ず(漆器の類今に至り。作者の姓名を題するは。蓋この遺製ならん)。天皇又制して。戸毎に課して園地に(一戸の內人の多少を論ぜず。園地を均く給せしなり)漆樹を植ゑしむ。上戸(六丁以上を上戸と爲し。四丁を中戸と爲し。二丁を下戸と爲す)に一百根以上。中戸に七十根以上。下戸に四十根以上と定め。五年にして植ゑ畢へしむ。但其の土に宜しからず。及狹鄕(戸口多くして土地少き地を云ふ)は。必しも數に滿てざれと。又園地なければ。此の限に非らずと。此の際桑樹と共に。國郡の閑地に漆樹をも種植せしこと。以て見る可し。天皇又制して漆を産する諸國は皆調貢に附して。之を獻ぜしむ。是を調副物《ツキノソハリモノ》といふ。正丁一人に漆三勺。金漆《コシアブラ》(金漆樹の液にして。漆の一種なるものなり。後世金漆の名亡せりと雖へども其の物あり。乃梨子地漆と云へるものにして。洒金を塗り。或は朱漆を髹る者即是なり)。三勺を輸すを以て定額と爲す。天皇又制して皇太子。及び親王より諸臣に至るまで。版位を造らしむ。版位は方七寸厚さ五寸の木版に。漆を用ひて其の品(一品より無品に至る親王の位階をいふ)。及び某の位(一位より少初位下に至る。諸臣の位階をいふ)を書するなり(漆を用ひて文字を書しことは。こゝに始まるに非ず。而れども。史册に見ゆる所の者は。これを以て始とす)。和銅年間。此の際出雲國島根。秋鹿。楯縫。神門の四郡。漆を出し以て産物と爲す。神龜六年。此の際工人革匣を造り。多く黒漆を施す。是を黒漆の革匣といふ。聖武天皇の御宇。此の際髹漆の術。大に進歩し。或は螺鈿を以て之に嵌し。或は抹金鏤(抹金鏤は蒔畫の起原なり)。及び密陀僧を以て描せる等の巧を極む(器物に螺鈿。抹金鏤。及密陀僧を以て畫を作る者は。今猶大和國奈良の東大寺正倉院及法隆寺の庫中に存せり。以て當時の技倆を見るに足る。螺鈿。抹金鏤。密陀畫のことは委しくは別條に揭ぐ宜く參看す可し)。天平勝寶八歲。孝謙天皇。大和の奈良の東大寺に器物を寄附す。其器物は則黒漆の六稜の革匣。黒漆の銀鈿の革匣。黒漆の革の丸筥。黒漆の乳點の革筥なり。既にして又黒漆の銀鈿の八稜の鏡匳。黒漆の銀鈿の鏡匳を寄附す(此の器物今尚存ず)。延曆十三年。桓武天皇都を山城の平安城に奠む。是より後天下の形勢一變す。爾來風俗華美を好み。世人漆を以て塗りたる器物に。更に彩漆を用ひて畫き。或は末金を以て描し。螺鈿を嵌する等の物を愛翫す。工人因て力をこれに盡す。是に於て其の巧また進步す。大同三年。平城天皇制して漆部司を內匠寮に合併す。爾來內匠寮に於て。漆工を督し。以て漆器を作る。嘉祥二年。太皇大后橘嘉智子(嵯峨天皇の皇后なり)。仁明天皇の四十の寶算を賀せんがため。黒漆の平文の厨子十基を造り。之に彩帛を盛りて獻ず。當時平文の器物の盛に世に行はれしこと。以て見るへし。此際諒闇(天皇崩じて滿一年の間を諒闇といふ)には。禁中に於て常用の朱漆。青漆。又螺鈿。蒔畫を施せる所の華美の器を停めて。代ふるに黒漆器を以てす。後世これに傚ひ以て故事と爲す。延喜五年。醍醐天皇制して。內匠寮に於て年料の漆器を製造せしむ。其器數多あり。黒漆器には。手湯戸(湯を盛る器なり)。水槽(水を蓄ふる器なり)。手洗槽(手を洗ふ器なり)。棙(手を洗ふ器なり)。大椀(大なる椀なり)。中椀(中なる椀なり)。盤(平皿の類なり)。窪坏(壺皿の類なり)。杓(水を汲む器なり)。捧壺(壺の臺あるなり)。案(高き足ある器なり)。榻(案の類の器なり)。屛風の襲木(屛風の緣なり)。斗張、寢る臺なり)。几帳(帷を懸る器なり)。大小行障(步行するに頭上に戴く案なり)。大翳筥(指羽納る筥なり)。大笠柄。幄柱。幕柱。幕桁。幔柱。韋筥。櫛筥。沓筥。床(足ある床机なり)。藥袋(藥を納る器なり)。辛櫃(足ある櫃なり)。厨子(諸物を置く棚なり)。雕木(案の類にて彫刻せる器なり)。樋(大便器なり)。虎子(小便器なり)。燈臺(燈盞を載する臺なり)等なり。朱漆器には膳(食器を載する器なり)。櫃(諸物を納る器なり)。櫃臺。酒海(酒樽の類にて大なる者なり)。花盤(花卉を盛る盤なり)。飯椀(食椀なり)。羹椀(汁椀なり)。盤手(御膳を載る盤なり)。盞(平皿の小なる者なり)。臺盤(食器を載する臺なり)。下食盤(方なる盤なり)。杌(足ある器なり)。外居(食物を納れて運ぶ器なり)等なり。而して其

の製法を定む。其の一二概畧を云はゞ。黒漆器には。手湯戸一口(周五尺八寸五分高二尺五寸五分)。盞一枚(周三尺五分)に用ひる所の漆三升(一升は今の四合強に當る)。掃墨五合。貲布(サヨミ)九尺(尺は方今の尺度に異なること無し)。綿一斤(大斤にして一斤は今の百八十匁なり)。四兩(一兩は今の十一匁二分五厘なり)。絁布。各一尺二寸。油二合。功五人半となす。而して其の掃墨は漆に和して。其の色を黒くす。今の輕目なり。貲布は木質に被する料。綿は磨擦の料。絁及布は並に漆を漉す料。油は刷毛を洗ふ料。功は工人の勞力なり。朱漆器には壺盤一面(長八尺廣三尺三寸二分)。料の漆一斗一升二合。朱沙一斤(小斤にして一斤は今の八十匁なり)四兩(一兩は今の三匁七分五厘なり)。帛四尺。綿三斤十二兩。貲布二丈。調布六尺。掃墨二升。油二合。小麥一升。青砥。伊豫砥(其の數用ひるに隨ふ)。炭一石。長功(長功中功短功は日の長短にて勞力の異なるを云ふ)三十八人。中功四十四人。短功五十人となす。而して其の朱沙は漆に和して。其の色を赤くする爲め。朱又は辰沙なり。小麥は糊の料。青砥。伊豫砥。及び炭は磨平の料なり。其の他は前に準じて知る可し。又内匠寮に於て使役する處の漆工は。其の技を專一にせしめて。以て作る所の器物の精巧ならんことを要す。故に制して他の業に轉ずるを許さず。其の身老て業に堪へざるに及て。始て其の代りを補す。此の際漆器を製出することの盛なるのみならず。其の製造の法則及工人の勵精も。亦以て見るべきなり。天皇又制して太宰府より民部省に輸す所の。年料の器物を定む。漆器は則朱漆の酒海六合(三合は徑二尺。三合は徑一尺六寸)。丁食盤(圓き盤なり下食盤には方なるもあり)。六十枚(徑一尺七寸)。中盤(圓き盤なり)。八十八枚(徑一尺)。飯椀一百口(徑七寸)。羹椀二百口(百口徑六寸五分。百口徑六寸)。盤四百五十枚(三十枚徑七寸。二百二十枚徑六寸。二百枚徑五寸五分)。盞(小なる盤なり)。二百五十口(百五十口徑五寸。百口徑四寸五分)。黒漆提壺十四口なり。皆正税を以て料に充て造進す。當時太宰府の管内も亦漆工の多かりしを以て見る可し。天皇又制して越前。加賀。越中。越後の四國は漆を産し。美濃。讃岐。太宰府の所管の諸國は金漆を産するを以ての故に。正税と交易してこれを輸さしむ(是より先漆及金漆を以て調貢と爲す制あり。而れども史册に傳はらざるを以て。其の何の國なるを詳にせず)。天皇又制して伊勢。尾張。參河。遠江。近江。美濃。越前。越中。丹波。但馬。播磨の十一國は。塗漆の韓櫃を作りて以て庸と爲さしむ。天皇又制して美濃。上野。越前。能登。越中。越後。丹波。但馬。因幡。備中。備後。筑前。筑後。豐前の十四國は。其の産する所の漆。及金漆を以て庸と定めしむ。天皇又制して。諸國より漆帳を民部省に上らしむ。漆帳は漆樹の員數を記載する所の簿册なり。承平。天慶の亂を經て。諸國漆器を製するの業漸衰へ。其の調庸は遂に他物を以て代へて獻ずるに至る。村上天皇の御宇。此の際專用に供する漆器は。則樽。酒海。壺。臺盤(朱漆あり黒漆あり)。疊子。朱漆の合子(組入の椀なり)。酒臺子(酒器を載する器なり)。盥。赤漆床子(足ある床机なり)。楪子(中に障隔ある食器にして。果實及菜蔬を盛るものなり)。長持(諸物を納れて運搬に便ずる器なり)。折敷(折敷に足あるを足宇知又足都伎ともいふ食器を載る器なり)等なり。長元二年。左大臣藤原賴道。京師の白河第に移徙の時用ひる所の調度の中に。漆器は沃懸地(今の粉塡と云ふ者なり。蒔畫の條に詳にす)に螺鈿を嵌して以て蠻繪を畫きたるもの居多なり。康平六年。內大臣藤原師實。花山第に移徙の時用ひる所の調度の中に。漆器は無文の沃懸地の者居多なり。大饗には朱漆器を用ひる。初め嵯峨天皇の御宇大納言藤原冬嗣。右大臣に拜す。時に冬嗣工人に命して朱器の臺盤を造らしめ。以て百官に饗す。是より後藤原氏の長者と爲る者。此の器を傳へて。每歲正月を以て。賓客に饗す。是を朱器の大饗といふ(大饗の日。黒漆器を用ひざるに非らず。史生及び貴族の隨身等の者を饗するには。黒漆器を用ひる。承安三年。平清盛太政大臣に任し。大饗を行ふ。清盛も亦朱漆器を用ひたり。當時朱漆の膳椀を單に朱器といふ。降て天文十五年に至て。武田信玄上杉謙信と上野國碓氷嶺に於て戰爭の際。武田氏の部將板垣信形其の部下の兵の戰功あると否とを區別して。これを饗す。而して其の戰功あるものには二の膳或は三の膳を設け。赤椀(朱漆の椀なり)を以て饗し。戰功なきものには黒椀(黒漆の椀なり)を用ひ。精進(肉無きをいふ)飯を與へ。以て軍士を感奮せしめしことあり。後世に至て仍朱漆器を貴重せしこと以て見る可し。此の俗今に至て仍然り。永久三年。內大臣藤原忠道。五節の日(每歲例として少女の舞伎ある日なり)に用ひる調度の中の漆器は。則唐匣(支那樣の匣なり)。鏡箱(鏡を納るゝ箱なり)。鏡臺(鏡を懸くる臺なり)。坏尻埦(泔坏は髮を揚ぐる時用ひる器にて。其の尻に居うる埦なり)。二階厨子(座右の器物を置く棚なり)。脇息(臂を懸くる器なり)。打亂箱(婦人の寢るに枕上に置て髮を收むる箱なり)。屏風。几帳。燈臺。手洗。楾。手巾楾(手巾を納る箱なり)。臺盤。荷外居。衝重(三方の類の器なり)なり。保安四年。白河法皇二條殿に移徙の時用ひる所の者は。無文の沃懸地の漆器居多なり。大治二年。白河法皇大炊殿に移徙の時。殿內に沃懸地の螺鈿を嵌して蠻畫を描せし二階厨子。及蒔畫の厨子を置く。保延三年。崇德天皇仁和寺宮に行幸の時

ヌリモ

用ゐる所の膳臺。大盤。中盤は紫檀を以て造り。蒔畫螺鈿を以て鶴及松と菊とを嵌裝す。康治二年。鳥羽天皇の皇女。統子内親王三條殿に移徙の時掃箱(梳る時に用ゐる箱なり)。續紙箱(續たる紙を納る丶箱なり)。鎰箱(鎰を納る丶箱なり)。虎子箱等の漆器は悉皆紫檀を以て造り。或は螺鈿を嵌し。或は蒔畫を作り。或は蒔畫に螺鈿を加へたるものを用ひたり。近衞天皇の御宇。禁中に於て用ひる所の二階厨子一雙(二個なり)は。其の一個の制を立て。長さ二尺八寸五分(尺は今に異なること無し)。弘さ一尺三寸七分。高さ二尺と爲し。用ひる所の漆二升八合(一升は今の八合强に當る)。蒔畫を作る料の末金六十四兩(一兩は今の三匁七分五厘なり)。一分(一分は九分三厘八毛弱なり)。三朱(一朱は今の一分五厘六毛弱なり)なり。又火熨斗箱(火熨斗を納る丶箱なり)。長さ一尺二寸。弘さ四寸五分。深さ一寸八分にして。用ひる所の漆六合蠻畫を畫く。料の末金一兩末銀一兩なり。又香壺箱あり。方一尺。深さ三寸八分。用ひる所の漆六合五勺。蒔繪を作る料の末金十四兩三分。嵌入する料の螺鈿の價六百五十疋(一疋は當時の錢十文を云ふ)とす。又櫛箱(櫛を納る丶箱なり)あり。方一尺深さ三寸 用る所の漆一升二合。蒔畫を作る料の末金十五兩一分。嵌入する料の螺鈿の價六百五十八疋。玉の價百疋とす。其の他藥箱(藥を納る丶箱なり)。造紙箱等あり。亦皆蒔畫螺鈿を以て裝飾す。同天皇の御宇禁中及貴族高門に於て用ひる所の衣架(衣裳を懸るものなり)は。其の製高さ五尺四寸。鳥居木の長さ七尺。土居の長さ六尺一寸二分にして。之を塗るに漆を以てし。裝飾するに蒔畫を以てす。又帳臺(寢る臺を云ふ)は方八尺。高さ七尺一寸にして。塗る料の眞漆(黑漆を云ふ)一斗を以てせり。又几帳は高さ三尺三寸五分。手の長さ三尺。塗る料の漆一升六合なり。枕几帳は紫檀を以て造り。蒔畫を施せり。又二階厨子は蓋の長さ二尺八寸。弘さ一尺三寸。其の厚さ四分高一尺四寸。塗る料の漆九合五勺。蒔畫を作る料の末金二十四兩三分。嵌入する料の螺鈿の價六百七十六疋。嵌入の料の玉の價八十疋なり。及唾壺の箱(蓋なくして居うる箱なり)は長さ一尺一寸。弘さ一尺。深さ一寸。塗る料の漆二合。蒔畫を作る料の末金二兩三分とし。打亂箱は長さ一尺一寸五分。弘さ九寸五分。深さ一寸。塗る料の漆三合。裏を錦文に蒔く。其の料の金十兩二分。嵌入する螺鈿の價五百五十疋。重硯箱は。長さ一尺二寸七分。弘さ一尺一寸二分。塗る料の漆七合。蒔畫を作る料の金二十三兩。嵌入する料の螺鈿の價八百六十疋なり。唐櫛笥(櫛鏡等を納る器なり)。鏡臺。鏡箱。冠箱。及屏風の襲木も亦塗るに漆を以てし。蒔畫螺鈿を以て之れを裝飾し。火取母(火取りを納る丶器なり)。淺硯箱(淺き硯箱なり)。搔上箱(髮搔櫛拂等を納る丶ものなり)。手箱(櫛鏡藥硯等の小箱を納る丶ものなり)は。皆螺鈿。蒔畫。梨子地を以て髹裝す。當時漆器を造るの精巧なること以て見るべし。高倉天皇の御宇。陸奧の南部の工人漆器を製す。是れより南部椀といふ。安元元年。平文師清原貞安。蒔畫師則季といふ者あり。竝に漆器の名工と稱す。時に後白河上皇五十の賀宴を開き。天下の諸工藝の俊秀なる者を召見す。貞安。則季。共に召れて其の席に列る。時人稱して名譽と爲す。貞安。則季は竝に京師の人なり。漆工の業の盛なること實に此に極る。壽永三年。後鳥羽天皇大嘗會を行ふ。時に朝廷諸名匠を召集し。其の用ひる所の諸器を造らしむ。漆工は則ち右衛門少志源眞直(ヱモンノセウサクワンミナモトノヨシナホ)。右衛門少志中原永盛なり。竝に皆當時の妙手と稱す。建久元年。源賴朝京師に入る。時に調度に中持を用ひ。諸物を納れて以て運搬に便す。中持は辛櫃の類にして漆器なり。是より後武人物を遠近に運搬するに中持を用ひること多し。既にして賴朝幕府を鎌倉に開く。其の盛なること京師に次ぐ。漆工因て此に聚る。其の工人の中に一種の漆器を製出する者あり。物象を雕鏤して而して之に彩漆を施す。是を鎌倉雕といふ。承久三年。京師亂あり。爾來內匠寮漸衰へ。其の工人漆器を製すること甚尠し。伏見天皇の御宇。紀伊の那賀郡の根來寺の僧徒等能く塗漆の椀。及諸器を製す。是を根來塗といふ。又同寺に於て豆子(小にして深し菜蔬を盛る器なり)。㨶子(大にして淺し。今茶家にて銘々盆と稱するものなり)を製出することも。亦此の際に始まる。正應年間漆を產する諸國の中。其の出す所最多きものは。紀伊國となす。正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。漆工は則清光。守近。守氏。吉長。友重。道性。正圓。友長。法阿。國友。隨親。吉行。守弘なり。竝に皆當時の妙手と稱す。後醍醐天皇の御宇。此の際專用に供するの漆器は。椀高坏(後世に所謂腰高なり)。懸盤(足の四方へ張り出たる器なり)。鉢引入合子(組入る丶器にして三つ組四つ組の椀の類なり)。盆。折敷。豆子。㨶子。膳。指樽(方にして細長なる酒樽なり)。縛樽(篾を以て結たる酒樽なり)等なり。延元元年。後醍醐天皇皇居を大和の吉野に遷す。一日天皇其の金輪寺に於て僧に命して法を修せしむ。時に天皇工人に命じ。篤を以て漆器を製造せしめ。茶を僧徒に供す。其の製たるや。內黑色にして外は溜色なり。世人此の器を名けて金輪寺の茶器といひ。又單に金輪寺とも云ふ。而して後醍醐天皇の勅作の器と爲す。後世髹漆の名工等これを摸造して以て點茶器となす。此の際漆を產するの多きは。大和國(吉野郡)と爲す。後龜山天皇の御宇。和泉

ヌリモ

の大鳥郡の堺浦に工人あり。名を春慶といふ。一種の髹法を發明し。能く漆器を製す。是を春慶塗と云ふ(按するに。是より先斯の如きの髹法無きに非らず。東大寺に藏する所の屏風の襲木は。則ち此の春慶塗に類す。土佐國安喜郡の東寺に藏する所の大般若經の唐櫃も。亦これに類す。而して春慶を以て。此の髹法の名稱と爲すことは。春慶の製する所の物は古來所傳の髹方に勝るを以ての故ならん)。寶德年間足利義政。征夷大將軍の職を辭し。京師の東山に退老し。大に點茶を好み。茶室を造り。號して東求堂(トウグドウ)といふ。而して天下の名器を集めて以て心目を慰め。且つ其の好む處に隨て新に物を製す。其の器物今猶存する者あり。世人これを稱して東山殿の器物(この器物の中に漆器の香盒あり。蒔繪。梨子地等を以て裝飾せしものなり)と云ふ。其の器物の中義政近侍の同朋某。及蒔繪の名工五十嵐某等をして製せしむる所のもの居多なり。義政又漆工に命して。梨子地。比多蒔繪の書翰箱を製せしめ。以て日用に供す。時人これを公方樣御用の文箱といふ。當時の人器物に蒔繪を施せるを好むと雖へども。比多蒔繪の文箱は義政の所用なるを以ての故に。避て之れを用うる者なし。比多蒔繪とは。箱の全體に蒔繪を施せる者なり。義政又奈良の人珠光といふ者を召して。點茶の式をこれに學ぶ。珠光は點茶に精しきのみならず。髹法に巧にして能く茶器を製す。又泰阿彌。淸阿彌の兩工あり。亦能く漆器を製す。又茶器の名工羽田五郎といふ者あり。五郎が家は奈良の法界門の近傍に在るを以て。其の製する所の漆器を稱して法界門塗と云ひ。又五郎塗と云ふ。其の羽田盆と稱するものは。内外共に眞の黑漆にて最も名器なり。此の際抹茶を盛る漆器に棗(形狀棗の實に似たるを以ての故に名く)と稱するあり。或は云ふ。棗は羽田五郎の初めて製出せし所の者なりと。是より後點茶歲月に盛に赴き。其の漆器を製して以て一家を爲す者。漸次に輩出す。後土御門天皇の御宇。京師の工人門入と云者あり。支那の法を傳へて能く漆器を製す。是を堆朱。堆黑と云。後柏原天皇の御宇。因幡國に於て。多く漆髹の合子(組入るゝ器にして。三つ組四つ組の椀の類なり)を製し。之を販賣す。時人これを因幡合子といふ。元龜。天正年間。右大臣織田信長。關白豐臣秀吉等。干戈の餘暇を以て盛に點茶を好み。戰功ある將士に賞與するに茶器を以てすること多し(賞與に茶器を以てすることは。足利氏に始まる)。是に於て茶事に精なるもの輩出し。隨て茶器を製するに巧なるもの亦輩出す。而して茶事に精なる。武野紹鷗。千利休。古田重然(重然は官織部正に至る)等。各茶器の新樣を發明し。漆工をして諸器を製せしむ。これを紹鷗樣。利休樣。織部樣と云ふ。利休特に茶宴に黑漆の盃。折敷を用ひる。是れより先。黑漆の器は佛寺に於て之を用ひる(諒闇の時黑漆の器を用ひるも亦故事なり)。故に人常に之を忌む。是に於て利休これを用ひる。是より後人これに傚て。常にこれを忌ざるに至る。當時茶器を製するに巧なる漆工は。京師の人余三及盛阿彌等を以て巨擘と爲す。天正年間此の際。陸奥の會津の工人或は南部椀に摸擬し。或は新意を出して多く漆器を製す。之を會津塗といふ。慶長五年。征夷大將軍德川家康豐臣氏に代り大政を奏決す。此際漆工の妙手あり。藤重。藤巖といふ。藤巖は原樽井氏にして奈良の人なり。家康これを江戸に召し。漆を以て點茶に用る磁器の鈌損を補修せしむ。漆を以て點茶に用る磁器の鈌損を補修するも此に始る。藤巖又能く抹茶を盛るの漆器。所謂る中次といふ物を造る。其製周り五寸高さ一寸五分。徑り一寸五分。轆轤を以て造り。之を中分す。故に中次と云ふ。其の合縫甚緊密にして。風濕をして抹茶を侵さゞらしむ。故に人甚之を愛翫す。是れより先。根來塗の椀特り世人に愛翫せらる。而して天正十三年に至て根來寺廢滅に屬せり。故に漆器を出さず。既にして世昇平に屬し。京師及大阪に於て製出する所の椀甚佳なり。是に至て世人京師。及大阪の工人の造る所の者を以て上等と爲す。此の際男子腰間に印籠を佩ぶることを好む。其の製たるや二重三重乃至五重なるものあり。而して外面は。或は蒔繪。梨子地を施し。或は螺鈿を以て裝飾するあり。又堆朱。屈輪等の數品あり。又新意を出し之を大にし。果實を盛り賓客に供するの器と爲す者あり。これを名づけて菓子器と云ふ。京師の京極通り及四條通りの工人多く之を造りて販賣す。又此の際漆工盛に重箱を製す(按するに重箱を始めて製せしことは天正の初年ならん)。重箱は食籠の異製にして。内外に漆を施し。或は彩漆を以て畫がける者なり(後世に至ては重箱の製最も美を盡す)。元和九年。德川家光征夷大將軍に拜す。是より後天下愈昇平に屬し。髹漆の術頗る進歩す。此の際世に行はるゝ所の膳。及椀に數品あり。膳は蝶足あり。銀杏足あり。猫足あり。宗和足あり。足を異にするを以て名を異にせり。椀は飯椀。汁椀中椀(一名かさと云ふ)。四目(又かさと名く。以上これを四つ組椀といふ)。平盤(淺き盤なり)。壺盤(深き盤なり)。腰高(腰の高き盤なり)。宇女椀(或はこれを宇女平盤といふ。鐔反の平盤なり)。楪子。豆子なり。又椀の形に數種あり。所謂宗和椀(點茶の宗匠金森宗和の創製せしものにして。方今當に用ひる所の椀即ち是なり)。遠江椀(點茶の匠宗小堀遠江守政一の創製せし所の者にして。臺輪無くして横に絲目ある椀なり)。唐椀(支那樣の椀なり)。丸椀(圓き椀なり)。杉形椀(上緣の窄める椀なり)。鐔反椀(緣の外にそ

りたる椀なり）等なり。又膳椀の色に純黑なるものあり。是を眞漆といふ。純赤なるものあり。是を皆朱（漆に朱或は辰砂を和したるものなり）といふ。青漆（青と黄と和したる萠黄色をいふ）あり。溜朱（朱に黑を帶ひたる色を云ふ）あり。春慶（黄赤の間色なり）あり。是等當時盛に世に行はるゝ所の膳椀の髹法の種類なり。又木杯あり（冠婚葬祭の大禮に。瓦器を用ひると雖とも。破壞し易し。故に此の際常に用ひるに多く木杯を以てす）。塗るに朱漆を以てし。鐶を釦にし蒔畫。或は梨子地等を以て之を裝飾して頗華美を極む。而して其大なるを武藏野と號け。小なるを織部（按するに點茶の宗匠。古田政一の創意に出しものならん）と號く。寛永年間。京師の工人闕宗長といふ者あり。名を其の製造の器に記するに。始めて漆を用ゆ。是より先き漆工各名を其の製する所の器物に題するに皆彫鐫せり。此に至て宗長漆を以て名を記す。本邦に於て漆工の漆を以て器物に題名すること此に始まる。此の際紀伊の名草郡黑江村に工人あり。能く漆器を製す。是を黑江塗といふ。貞享年間此の際漆を産するの諸國は。漆を以て貢物と爲し。或は漆永と稱し。永錢（永錢壹貫文は今金一圓に當る）を以て上らしむ。又漆樹の員數を記載せしむ（漆及漆永を上り。又漆樹の員數を記載することは。此に始まるに非す。是より先既にこの制あり。而れども嚴ならず。是に至て始めて嚴制あり）。元祿年間此の際京師の工人の能く製する所の者は。則淺黃椀（黑漆の上に縹色。又は赤黄の漆を以て花鳥を畫きたるものなり）。折敷。塗長持。塗葛籠。塗團扇。其他の蒔畫の座右具。及ひ辛螺。青貝を嵌せし唐畫の盆。折敷。行器。白檀塗の佛器（白檀塗は錫箔を貼して其の上に漆を施しゝ者なり）等なり。江戸の工人の能く製する所の者は。則常用の家具。其他蒔畫。堆朱の器物なり。大阪の工人の製する所の者も。亦常用の家具。其他蒔畫の器物等なり。奈良の工人は塗桶。吉野の工人は塗鉢。山折敷を製し。和泉の堺の工人は。常用の椀。塗木履を製し。近江の朽木の工人は盆。鉢。五器等を製し。同國の日野工人は。五器等を製し。下野の日光の工人は椀。折敷。盆。鉢等を製し。越前の戸の口の工人は。塗笠を製し。石見の濱田の工人は折敷を製し。長門の工人は印籠を製し。伊豫の工人は塗板を製し。筑前の工人は折敷を製し。肥前長崎の工人は。支那樣の蒔畫の器物を製す。而して各隣國或は遠國に輸出す。此の際伊勢國の工人破笠といふ者あり。江戸に來て業を營む。破笠新意を出して一種の漆器を製す。是を破笠細工といふ。又同國桑名郡。桑名に工人あり。塗漆の盆を製す。是を桑名盆といふ。當時漆を産するの多きは。大和。甲斐。飛驒。上野。下野。陸奧。出羽。越後。備中。周防。紀伊。肥後。日向等なり。寶永年間。此の際酒肴を平盤に盛るの風行はる。是を硯蓋といふ。是より先硯蓋に或は花枝を載せ。或は果實を盛り。以て賓客に供せしことあり。是に至り一種の平盤を製して硯蓋と稱し。以て食器と爲す。中御門天皇の御宇。此の際肥前の長崎の工人。支那（清の代の製を傳ふるなり）法に倣て。盛に堆朱。沈金。色蒔畫（色蒔畫は即ち漆畫なり。當時の人漆畫を或は蒔畫といふ）。靑貝等の漆器を製出す。正德年間安藝の廣島の工人。塗葛籠を造る。其の製たるや藤蔓を以て經とし。獸皮を以て緯として織りて之を造り。漆を以て之を塗る。是を番葛籠（宿直分番の人の寢衣を納るゝ器なり故に名く）といふ。其小なるを伏見三寸（伏見三寸の名稱の起原未だ詳ならず）と云ふ。寛政年間讃岐の高松の漆工。玉楮象谷といふ者あり。象谷支那の法に基き。且新意を出し。能く漆器を製す。是を象谷塗といふ。當時本邦に於て多く漆を産出する國は。即大和。陸奧。出羽。越後。武藏。甲斐等なり。文化年間。尾張の名古屋の陶工豐助といふものあり。能く樂燒を造る。嘗て一種の製法を發明し。其造る所の陶器の外面に漆を塗り。而して蒔畫を施す。世人豐助樂燒と稱してこれを愛玩す。漆を以て陶器を髹裝するも此に始まる。安政五年。征夷大將軍德川家定。海外の諸國と貿易の約を定め。港を武藏の横濱等に開く。爾來外邦の風俗漸本邦に行はる。工人因てテーブル。洋服棚。椅子。寢臺。ランプ臺。隅棚（隅に置く棚なり）。卷煙草入。燐寸入。書架（書物を置く棚なり）。石炭入等の漆器を造る。而して其の器は皆製を彼に倣ふ。慶應三年。庶政皇室に歸し。天下の形勢一變す。朝廷諸工藝の盛大ならんことを欲し。吏をして之を諸國に勸諭せしむ。當時漆を産するの多きは。則大和。伊勢。參河。甲斐。常陸。飛驒。信濃。上野。下野。岩代。陸前。羽前。丹後。但馬。因幡。紀伊等なり。漆器を多く出す地は。則東京。京都。大阪及能登。下野。陸前。陸中。磐城。岩代。陸奧。羽後。常陸。駿河。紀伊。尾張。近江。伊勢。大和。和泉。若狹。但馬。越中。加賀。讃岐。肥前等なり。而して其の諸國の工人盛に製出する所の器物の品類は。則膳。椀。吸物椀（羹を盛る椀なり）。菓子椀（羹を盛る椀の大なるものなり）。木皿。飯櫃（飯を盛る櫃なり）。硯蓋。辨當入。盃。手鹽盞。太平椀。茶臺。菓子器。菓子盆。切溜。塗箸。重箱。衣服簞笥。用簞笥。長持。衣架。廣蓋。唐櫃。枕。鏡臺。文庫。机。卓。見臺。文臺。文匣。硯箱。手箱。針箱。行燈。燈臺。香合等なり。上に擧ぐる所の漆器を製出する二十五國の外の諸國も。亦各漆器を製して。或は其土人の使用に供し。或は他邦に輸出す。今に於ては國として多少之を製せざる無し。故に諸國製出する所の多き。昔日に比すれは。其の數幾倍なるを知らす。而して其の製

ヌリモ

出する所の者は。精巧を極むるは尠く。粗糙に流るゝは多し(漆品は繋法を以て名稱とするあり。地名を以て名稱とするあり。人名を以て。名稱とするありて。其由來一ならず。而して其の製造の欠しく盛なるものあり。急に衰ふるものあり。興廢も亦一ならず)。

【漆工の事】同書に。漆工は太古(神代をいふ)にありや無しや詳ならず。孝安天皇の御宇。三見宿禰といふ者あり。三見宿禰は。則漆部連の祖なり。漆部は漆工を以て朝廷に奉仕する者にして。漆部連は。其の督長なり(按するに朝廷漆部連の姓を賜ひて。漆工を督せしめし者は。三見宿禰なりや。或は其子孫なりや詳ならず。而れども漆部連の稱あるを以て。思ふに上古既に漆工の多かりしこと粗推知せらる)。而して其の製出する所の者は。其の何の物なるを知らず。孝徳天皇の時に至て。天皇歷世の政體を改め。漆部連の漆工を督するの職を罷め。更に漆部司を置きて。以て工人を督せしめ。又諸國漆器を製するの地は漆器を輸して。以て調に充てしむ。天皇又棺槨の制を立て。棺は漆を以て。其の際會に塗らしむ。是棺の堅耐ならんことを欲するなり(孝徳天皇制して棺の際會に漆を塗らしむることは。棺をして堅耐ならしめんことを欲して。爲に制を建つる者にして。此に始まるには非らざるなり。因て按するに。是より先棺の際會に漆を施しゝこと有しこと。以て見るべし。又按するに上古に漆を用ひしも。亦其の要する所は。斯の如くにして箱櫃等を作りて。漆を其の際會に施し。或は漆を全體に施し。其の器物をして。以て堅耐ならしめしこと。大畧推知せらる)。天皇又冠制を定め。冠の背に漆ぬりの羅を用ひしむ。是より後器物に漆を施すこと漸多し(是より先推古天皇の御宇の際。漆を器物に施しゝ者多かるべし。而れども史册に見る所なし)。天武天皇の時に至て。工人赤漆を用ひるの發明あり。文武天皇の時に至て。朝廷始めて令を制し。漆部司の職制を定め。正。佑。令史を置き諸塗漆の事を掌らしむ。元明天皇。元正天皇。聖武天皇の間に至て。漆工の業漸く進み。其の制出する所の器物昔日と甚面目を改め。或は五彩の漆を用ひる者あり。或は密陀僧を用ひて彩どる者あり。金銀及銅に施す者あり。革に施す者あり。彩木に施す者あり。金を撒せるあり(撒金は後世所謂る蒔繪の起原なり)。螺鈿を嵌せるありて。其の巧一ならず(素木に漆を施しゝことは。其の巧必上古に在るべし。而れとも今世に傳ふる所の者は。僅に此の際の器物に止まる)。桓武天皇の時に至て。天下の形勢一變し。人々器物に漆を施せる者を好む。工人因て益々意を技術に用ひ。其の製出する所の者の精密なること。昔日に幾倍するを知らず。平城天皇の時に至て。漆部司を内匠寮に合併す。爾來内匠寮に於て漆工を督し。以て漆器を作らしむ。醍醐天皇の時に至て。諸國漆器を製すること益々多し。以て調に充つ。而して其の品類も亦新規を出す。朱雀天皇の時に至て。平將門藤原純友亂を東西に作す。之に加ふるに海賊強盜諸國に蜂起し。官物を掠奪し。或は抑留す。既にして事無爲に屬すと雖ども。尙亂世の餘風を承け。諸國の漆工多く業に就かず。每歲輸す所の漆器も。他物を以て代へて獻するに至る。是に於て諸國の漆工の業始めて衰へて。工人は唯其の土の日用の器物を製するに止まる。是の時に當て。搢紳甚奢侈に耽る。故に京師の漆工は其の業益々盛にして。其の製出する所の者。多く精密を極め。金銀を鏤め。螺鈿を嵌するの巧も。亦遠く昔日に超ゆ。村上天皇。冷泉天皇。圓融天皇。華山天皇。一條天皇。三條天皇。後一條天皇。後朱雀天皇。後冷泉天皇。後三條天皇。白河天皇。堀河天皇。鳥羽天皇。崇德天皇。近衞天皇。後白河天皇。二條天皇。六條天皇。高倉天皇。安德天皇の二十代を經るの間。京師の漆工の業衰へず。諸國に在る所の士民の豪富の者の家屋。及器財を裝飾するに。其の美麗にして且つ精密なるを好む者は。京師の漆工を招き命じてこれを粧飾せしむ(後世聖武天皇より。安德天皇に至て四百六十二年の間に。製出する所の蒔繪。及彩漆を以て畫ける者を稱して上代物といふ)。後鳥羽天皇の時に至て。源賴朝幕府を鎌倉に開く。爾來漆工又此に聚る。而れども其の精巧遠く京師に及ばず。仲恭天皇の時に至て。京師亂あり。内匠寮漸微なり(後世此の際に製出する所の蒔繪。及彩漆を以て畫ける者を稱して。時代物といふ)。是より先或は諸寮司の官人。及諸寺の僧徒等の漆を器物に施すに甚巧なる者ありて。漆器材を製して之を鬻く者あり。是より後之を以て業と爲す者益多し。後龜山天皇の時に至て。征夷大將軍足利義滿和泉國を以て山名氏清に賜ふ。既にして氏清義滿に叛く。義滿討て之を滅し。其の國を以て更に大内義弘に賜ふ。氏清。義弘竝に其の堺浦に居り。堺浦甚盛なり。漆工因て此に聚り多く漆器を製出す。是を堺の塗物といふ。後花園天皇の時に至て。足利義政征夷大將軍に拜す。義政甚其器を愛す。是の時に當て漆工の妙手多く京師に聚る。義政命じて器物を髹り。且つ畫かしむ。是に於て工人各力を髹術に盡す。其の製出する所の者悉皆舊製の上に出でざる無し(後世此の際に製出する所の蒔畫。及彩漆を以て畫かける者を稱して。東山時代物といふ。足利義政を東山殿と稱するを以ての故なり)。後土御門天皇の時に至りて。京師亂あり。諸國も亦尋て亂る。而れとも義政意を政治に用ひす。若宴を事とし益器物を弄す。漆工因て或は自發明し。或は支那の

ヌリモ

法に倣て。頗精巧を極む。其の支那法に倣ふといふは。則堆朱。堆黑等の類なり(是より後工人法を支那に倣て。製出する者あり。所謂沈金。波志加彫。ぐりぐり。存星等なり)。後柏原天皇より後奈良天皇。正親町天皇に至て。數世の間干戈相踵ぐ。是に於て漆工の業大に衰ふ。關白豐臣秀吉海內統一の功を奏するに至て。京師及和泉の堺浦等の漆工の業。復盛なり。後陽成天皇の時に至て。德川家康豐臣氏に代りて大政を奏決す。爾來京師及堺の漆工の業益々盛にして。諸國の漆工の業も亦歲月に起り。而して今日に至る。其の製出する所の者は。或は輕薄に流るゝ者ありと雖へども。其の業の盛なること。今日の如きは未だ曾てこれ有らざるなり」とあり。諸國の産出に有名なる漆器は。各々其條々に詳かなり。

ヌリヤ　漆屋は。丹青の漆を以て殿堂を塗ること。支那の風に倣ひしなり。工藝志料に。漆を以て家屋を塗ることは。其の始め詳ならず。延曆十三年。桓武天皇都を山城の宇多に奠め皇城を造營す。而して其の制を支那に倣ひ。大極殿及其の門廡皆赤漆を以て之を塗る。漆を以て殿屋を塗るの盛なること此を以て始とす。是より後神社佛寺を建築するの制も。亦多く之に倣ふ(是より後神社佛寺に漆を施す者多し。因て殊に其の壯麗なるものを揭載して。其の他は皆省略に從ふ)。天曆年間搢紳の第宅を造築し。塗るに漆を以てし。而して蒔繪を施して之を裝飾す。漆繪を用て。第宅を裝飾することの史冊に見ゆるものは。此を以て始とす(蒔繪を用ひて第宅を裝飾せしことのありしことも。亦以て推知せらる)。永承六年。關白藤原賴道山城の宇治に一寺を建つ。號して平等院と云ふ。既にして又其の境內に阿彌陀堂を建つ。號して鳳凰堂といふ。其の格天井を塗るに漆を以てし。螺鈿を嵌入して。これを裝飾せり。今尙存す。堀河天皇御宇。陸奥國の押領使藤原淸衡。同國平泉に一寺を建つ。號して中尊寺と云ふ。其の堂內を塗るに漆を以てし。金梨子地螺鈿を嵌裝せり。今尙陸前國に在り。土人これを稱して光堂といふ。應永四年。征夷大將軍足利義滿。京師の北山に別業を造築し。庭中に三層樓を起つ。其の樓內を塗るに漆を以てし。而して金箔を施したり。其の後此の樓を以て寺となす。是を鹿苑寺といふ。又世人之を金閣寺といふ。本邦に於て。漆を以て。高樓を塗り。金箔を施すこと。此に始まる。文明年間。征夷大將軍足利義政。政務に倦み。職を子義尙に讓り。京師東山の淨土寺村に退居し。北山の金閣に倣ひ。庭中に三層樓を起つ。其の樓內を塗るに漆を以てし。而して銀箔を施したり。其後此の樓を以て亦寺となす。是を慈照寺といふ。亦世人之を銀閣寺といふ。金閣寺。銀閣寺竝に今尙存す。天正四年。織田信長大に土木を起し。近江國安土山に城き。城内に七層の高樓を起つ。時人これを安土の天守と云ふ。其の大畧をいはゞ。臺趾は石を以て疊む。高さ十二間餘。臺上の廣さ南北二十間。東西十七間なり。其の内を倉と爲し。上に七層の樓を起つ。高さ九丈九尺。柱數二百四本。本柱の長さ八間。太さ方一尺六寸。其の他は方一尺三寸なり。初層より第五層に至り。柱は皆黑漆なり。第七層は昇降の龍を彫り。金泥を以て四方の障壁を塗る。漆を以て城樓を塗ること此に始まる。慶長四年。豐臣秀頼。父秀吉の祠を山城の葛野郡に建つ。後陽成天皇乃ち豐國大明神の號を賜ふ。其の祠の造營は朱漆。又は黑漆を以て之を髹飾し。甚美麗を極む。今存せず。既にして又京師の高臺寺に秀吉の靈を祀り。廟宇を建つ。其の殿内を塗るに漆を以て蒔繪を作りてこれを裝飾す。高臺寺は今尙存す。元和三年。後水尾天皇詔して德川家康の靈を祀らしめ。號を東照大權現(後に東照宮と稱す)と賜ふ。家康の子秀忠因て大に土木を起し。其の宮殿を下野國日光山に建つ。其の本社拜殿より他の堂塔に至るまで。或は朱漆或は黑漆を施して　以てこれを裝飾す。爾來德川氏歷世の靈屋を江戸の寛永寺。及增上寺に造築するに。亦皆塗るに漆を以てす。大名も亦これに倣ひ。靈屋を造築するに。漆を以てこれを髹裝せしもの少なからず。神社佛寺も亦朱黑漆を施す者あり。今尙各所に存在す」といへるにて其概を知るべし。

子之部

子キ　根木と云ふ遊戯あり。或る人の說に根杭打の略ならんと。長崎歲時記に云。兒子の戯にネンカラと云ことあり。其法一ならず。タテハ。ヤリハ。ツウカチウ。チンカン。クサラカシ等の名目あり。されども兒輩の唱ふる詞にして。いまた其實を詳にせず。又畧して木子ン。金子ンとも云ふ。木子ン。多く椿の木を用ふ。金子ンは以前は別に作りしを。近年多く船釘を用ふ。其法木子ンの如し。但兒輩二人にても一本つゝ持出。互ひにかはる／＼土地に立る。其時それ／＼呼聲あり。其法渉筆志がたしと云り。思ふに是又江戸にてメッキと云類なり。次で云。同書石の次條に。蹴(シク)と云をあり。土地に限りの筋をかき中に小石をつみて。一人これを守る。衆兒左右前後よりこれを取んとする時。その手を蹴(ハ子)て勝とす。かはる／＼石を守る役となる。

【ぶたら。無木の事】骨董集云。遊學往來。少性之遊。鞨鼓。編木摺。礫碧。獨樂廻二拍毬。石子。挊遊。無木打。小白物。竹馬。草鷄。小車等遊戲爲レ本。諸學從レ斯怠。終成二無能者一云々」と見えたり。此挊遊といふを。挊は俗の弄の字にてもてあそぶと訓字なれば。字義によりては解し難し。今按ろに。伊勢の御神事に。設樂擊といふ事あり。手をたゝきて謳歌する事となん。此名目童遊にうつり。手をたゝいて謳うたふ戲を挊遊といふなるべし。無木といふは擊壤の事なるべし。東海道にてはもぎといふよし。東國にてめつきといふは。めき也。つをそへてつよくいふなり。むきといひ。もぎといひ。めきといふ。むとめと。もと音相通なり。長三角形の小き木を地に立。おなじ形の木を持て打つくる戲なり。是唐土にも古くありし事なり。和漢三才圖會。擊壤にげたうちと假字をつけたり。遊學往來の無木は是なるべし」とあり。

【こまようろ】津輕城下にていふ名なり。在鄕にてはコマウチと云ふ。是又めきの類なり。大なる釘を鍛冶に作らせて用ふ。其法めきの如し。但しうつ處より向ひたる方二十間ばかり隔て地に筋を引て界とし。先地上に打立たる釘を次の者ねらひて打とばし。界を越ればこれを取る釘は即賭なり。先の釘は飛いま打たる釘は地に立ものなりとぞ。こまようろとは何の義にか。こまやらうなどにはあらぬか猶よく尋ぬへし。因樹屋書影。金陵童子有二豖釘戲一。畫レ地爲レ界。豖二釘其中一。先以二小釘一豖レ地名曰レ簽。所レ在爲レ主。出レ界者負。彼此不レ中者負。中而觸二所レ主簽一亦負。こまようろは即是なり。但其法いさゝか異なるのみ」とあり。

ネギ　禰宜は。神に仕へ奉る人をいふ。もとねぎてふことばゝ。神に乞ひねぎないへるが原にて。轉じて神に仕へる人を稱するなり。神官の下僚を云ふ。古へ宮司などは都より任ぜられて交替すれど。禰宜は代々土着して其の神社に奉仕する職なり。古事記傳云。禱字本岐とも能美とも訓る。是等の言を古書に考るに。本具は祝壽方に云。能米は乞祈方に云。泥具は右の二方を兼たる言なり。さて今禱白せる詔戸は。何事を申せるぞと云に。書紀に。時中臣遠祖。天兒屋命。則以二神祝一祝レ之。また廣厚稱辭祈啓焉と見え。又此記に。餘に禱白とある事の例。又諸祭祝詞に稱辭竟奉とあるなどを集て思ふに。かの布刀玉命の取持る。種々の御幣物を賛稱たる辭なるべし(諸祭祝詞の例を見るべし。その幣帛を品々いひ擧て。天津祝詞の太祝詞を以稱辭竟奉とあり。これその幣帛を賛稱る由なり。式に載る祝詞どもは。やゝ後に作れる文なれども。其趣は上古より傳はれる祝詞の格に從れるものぞ)。故に神祝稱辭など云り。さてしか稱賛白も。大御神の出坐むことを乞願ふ意にて爲ることなる故に。禱と云。祈啓と云。致其禱とも。書紀にあり。されば こゝの禱字は。賛稱る意と乞祈意とを兼たれば。泥疑とは訓り。下に獻二天御饗一之時禱白而とあるも。此と全く同じ趣なり。考合すべし。猶泥疑てふ言は。中卷日代宮段に出たり(神に仕奉る人を禰宜と云ひ。又泥疑言など云も是なり。又願も。本泥具を延たる言なり)。禰宜といふ稱呼の出る所右を以て知るべし。

【神主】の事。古事記(水垣宮段)に。以二意富多々泥古命一。爲二神主一而云々。記傳云。神主は神に奉仕る主人たる人を云稱なり(齋主。祭主など云も名の意は同し)。書紀に。則以二大田田根子一。爲下祭二大物主大神一之主上とあり。又神功卷に。皇后選二吉日一入二齋宮一。親爲二神主一云々とあるを以て(古神事を重んし賜ひしことを知るべし)。凡て神主の職の重きことを知べし。萬葉十三に。五十串立。神酒座奉神主部之。雲聚山蔭見者乏文。續紀十七に。大神神主。從六位上大神朝臣伊可保授二從五位下一云々。また同書に。神主と云稱は。もと神の命を請奉る時に。其神の託て告のりあるべき人を。初より定め設くる其の人を云稱にぞありけむ。かくてまた神に奉仕る人を云稱となれるも。神託のために設くる人よりうつれるなるべし」といへり。

祝の事。前同書に。祝は。波布理と訓。山城國相樂郡の鄕名祝園。此記に波布理曾能と書り。又和名抄(上野國新田郡の鄕名)に。祝人波布利とあり(是波布理てふことの正しく見えたるなり)。神功紀に。小竹祝。天野祝など見ゆ(神武紀に居勢祝とあるは。神社の祝部には非じ。景行紀なる蝦夷名大羽振邊などの類の名なるべし)。欽明紀に。天皇命二神祇伯一。敬受二策於神祇一。祝者迺託二神語一報曰云々。持統紀に。八年三月乙巳奉二幣於諸社一。丙午賜下神祇官頭至二祝部等一。一百六十四人絁布上。各有レ差と見ゆ。職員令(神祇官。伯一人。掌二神祇祭祀祝部神戸名籍一云々とある)祝部の義解に。謂爲二祭主一賛辭者也。其祝者。國司於二神戸中一。簡定即申二太政官一。若无二戸人一者。通二取庶人一也(祭主は。此は官職の祭主には非ず。祭をなす主人を云なり。賛辭は祝辭の類なり。說文に。祝。祭主賛詞者。書經疏に。以レ言告レ神謂二之祝一)。神祇式に。凡諸神宮司。及神主等。未レ滿二六年一。遭レ喪解任。不レ得レ補レ替。仍令二祝部行一レ事。服闋之日。復任滿レ限。其禰宜祝部。一補之後。不レ須二輙服一(同式に。凡禰宜祝與レ人鬪打。及有二他犯一。詳二其由一。移二送此官一。國司勿二輙決罰一)。民部式に。凡諸社神主禰宜祝者。擇下八位以上。及六十以上。堪二祭事一者上補レ之。雖二元來定レ氏之社。竝神戸百姓一。而先盡二八位及六十以上一。然後及二壯年白丁一。即免二課役一。四時祭式祈年祭。神祇官祭

神。七百三十七座。奉レ班ニ幣帛ニ儀に。神祇官人云々。大臣以下云々。神部引ニ祝部等ニ入云々。中臣進就レ座宣ニ祝詞ニ。毎ニ一段畢ニ。祝部稱レ唯云々。忌部二人。進夾レ案立。史以ニ官次ニ唱ニ御巫及社祝ニ。祝稱レ唯進。忌部頒ニ幣帛ニ畢云々。國司祭祈年神。二千三百九十五座。祭日並班幣儀。並准ニ神祇官ニとあり。萬葉四に。三輪之祝。十に。祝部等之齋經社之。十二に。祝部等之齋三諸乃犬馬鏡。十九に。住吉爾伊都久祝之神言等云々」といへるにて其義を知るべし。明治以後。神主と云ふ官名なし。禰宜と云ふ名はあり。教導職の條參看すべし。

子ゴログミ　根來組　根來組與力同心といふは。德川家の家人なり。和訓栞云。紀州に根來寺あり。覺鑁の開基なり。豐太閤是を屠る。世に膳椀の類にねごろと稱するは。此寺より始りしなるべし。こは時代ふるきをいふ。新にするにも。ねごろぬりなどいふなり。」右根來膳椀の事は。根來塗の條にいふべし。與力同心の由來は瀨田問答に。根來組與力同心の由來いかゞ。答。根來組同心衆家筋は。紀州根來山法忍寺の衆徒にて。參河御陣の節。軍功をあらはし。神君當地へ御歸陣の節。御供致し。夫より中の御門勤番被仰付。出家にては如何敷候ゆゑ。總髮に相成候よし。右同心衆各法忍寺闕山上人の懸物所持いたし居候由。根來同心山本文三郎方より此趣申來候由也」といへるにて知るべし。其俸給。與力は現米八拾石より百拾五俵まで。同心は三拾俵三人扶持より。拾五俵二人扶持までなり。

子ゴロヌリ　根來塗　根來塗は。紀州根來寺に於て製出せし漆器なり　工藝志料に。根來塗は傳へて云ふ。紀伊國那賀郡なる根來寺に於て製造せし所の漆器なりと。正應元年(一千九百四十八年)。同國高野山に在る所の僧徒等。故ありて多く此に轉住して。大に堂宇を造營し。一山の伽藍を四門に區分して。圓明寺といひ。豐福寺といひ。大傳法院といひ。密嚴院と云ふ。堂塔祠宇其の中に充斥して。子院諸谷の中に闐盈し。其の繁榮なること比無し。根來椀は蓋此の際より盛に製造せしものならん。其の器たるや。膳。椀。豆子(猪口と壺との間の物なり)。楪子(今の盃なり)。椿盤。其の他諸器あり。其の髹法は朱漆を以て。これを塗る(黑漆を以て唯臺輪の内をのみぬりたる者もあり)。其の中。或は全體黑漆塗のものあり。これを黑根來といふ。應仁元年(二千百二十七年)。京師亂あり。海内尋て大に亂る。これより後根來寺の僧徒の中。常に兵仗を帶して掠奪を事とする者あり。四隣之に苦しむ。天正十三年(二千二百四十五年)。是より先關白豐臣秀吉。根來寺の僧徒の暴動を制す。從はず。是に至て秀吉大兵を發して。遂にこれを討滅す。僧徒或は鬪死し。或は逃亡す(此の際薩摩國の田代根占と云ふ所より朱を出す。因て根來寺破滅して解散せし所の僧徒の中に。此の地に來り朱塗り椀を作り。以て業と爲す者あり。其の製は根來塗に同しくして。粗なるものなり。是を薩摩椀と云ふ。而して其の業久しからずして廢す)。是に於て。其の地漆器を製するの業も隨て廢するに至れり。而して後京師の漆工。根來塗を摸擬す。是を京根來といふ。工人業を傳へて今に至る」といへるにて其さまを知るべし。

子ツケ　根付　根付は。印籠。下煙草入などの紐。或は鎖の端につくるものなり木。石。象牙等を一二寸程に種々の形ちに作り花鳥。山水などを彫る。近來は大いに廢れり。去れども古へは專ら瓢を用ひしと見えて。嬉遊笑覽に云。見聞集に山椒と胡椒と問答の條。公家武家の面々たち。御賞翫あればこそよきひやうなとに入によるひる御腰をはなれず。御自愛淺からず。了意が浮世物語(一)。ある者腰につけたる自なり瓢箪より。朝倉の山椒をより出だし。竹齋物語に。おとこさき丸きへうたんを。さすかのさけ緒にくゝり付　榮花咄に。おとさきかまはぬもの。闇の夜になりそこなひの瓢簞。新竹齋。ちかき頃のをくさに。ねつけへうたんの二つのふくら。同しさをあとさきかしれぬとて。やみの夜といひ侍り。色三線に。いんてんの横ひだ(巾着をいふ)。金岡時代の筆。捨松の蒔繪の平いんろう(時代ふるきを云んとてなれ共。印籠の起原を辨へぬもの也)。袋打の長緒あまかはの二つ玉。二十六夜のへうたん根付もさらになかしく。東牖子(二)。攝南今宮村は往古は御厨子所へ。日々供御の料の魚調進の所なり。依當時より元祿。寶永の頃迄は。闇の夜といへる壺蘆を出せり。藏頭。藏尾にして。蒂ホゾ分らざる故。闇の夜と號す。人に緒あるものとて。帶佩して珍翫す。珊瑚の緒じめに對して賞翫せらる　今は絕て彼所に壺蘆を作らず。闇の夜といへる名だに知人なしと見ゆ。瓢を帶ることは古くよりはやりて。猶諸書にみえたること多し。今は只ひとつふたつを擧るのみ。前後おなじ大さなるひさご。百なりの中に出來るなり。闇の夜といふも二十六夜といふも同義にて。其意は二說なり。榮花咄などにいふ處は。果物などやみの夜には生そこなひて。常ならぬ形できるといふ諺ありしやう也。されども是はあとさきしれぬといふ例の謎の名なり。漢土にも似たる事あり。千なりびやうたんは。考槃餘事に。天生一寸小壺蘆と云るこれなり。又根付といふは俗なり。貞德文集に。印籠。燧袋。帶挾。珊瑚珠緒止等云々。この帶挾とあるは。今いふ根付なり。はな紙袋行はるゝに及びて。印籠などの提もの漸く廢る。新長者教(四。貞享五年)。越前敦賀紫昌の事を云て　巾着切

も集れば。今時の人かしこく印籠ははじめからさげず。鼻紙袋も內懷に入れゝば。手のとゝく事にあらず」と見ゆ。根付には名家の彫刻せる有名の物あれど茲には云はず。

子ヅジムジヤ 根津神社(從來根津權現と稱し來れり)は。東京本鄉區根津宮永町にあり。祭神は素盞嗚尊にして。尤も古社と見えたり。境內亦頗る幽邃にして。公園に適當の場所なり。今左に本社沿革の概略を示すへし。再校江府名跡志に。根津權現社。神領五百石。別當(上野末)昌泉院神主伊吹左門。祭神素盞嗚尊。大已貴命。蛭兒三座。祭禮九月二十一日。古社は當社より東の方坂の上也。樗の木林太田道灌の植られし林なりとそ。太田備中守殿造營ありしと也。其後寶永三丙戌年御建立あり。同年十二月六日遷宮なり。此地は元櫻田御殿の御別館なりしといふ。名所記に。當社は大黑神をまつる也。根津とは鼠の謂にて。鼠は大黑神の祠者なれは。繪馬なとにも多く鼠を畫たり。山崎垂嘉曰。大黑は大已貴命也。大國主命。大國玉命これ大已貴命の七名の其二つ也。神道名目錄。十一月子の日大黑神を祭る。これを子祭といふ。大黑は大國玉命也。此神鼠を愛したまひ。鼠大國玉の神のために功ある事。舊事紀。古事記に見ゆ。鼠は十二支の中次を以て配合す。十一月は子の月にあたるゆゑに。この月此日此刻限を祭る。又云黑は水色也是北方子の神也。類聚本源。此大國玉也。竺神有二大黑一云者。福神負レ囊見二南海寄歸傳一。蓋國黑兩字音同。和竺二神の事頗合。且大黑之訓與二大國主一相近。大黑谷之訓與二大國玉一相似。又黑音與二已貴一近似。彼此轉傳而誤レ之耳。【淸水觀音】社地にあり。坂東順禮第十番の札所。辨才天。【稻荷】社地あり。【曙の里】當社地ないへと。來由をしらず」といへり。又嬉遊笑覽云。根津權現祭禮は。其頃はやり小歌に。「寶永祭はみことなことよ。誰も見にゆけゆきなばいざ老後の思ひ出も是れなむぬり。だんだん警固をひきつれひきつれ。よるなさはるなかたよりゆけ。塗笠お手に持てしどけのないのか。サンサ見事へ」。これ根津權現祭禮によりての謠とかや(寶永二年酉五月九日。谷中根津權現宮御普請被仰付。御手傳淺野土佐守へ。神田明神の近處にて御普請小屋場被渡候)。御祭禮有へしとあらましばかりにて。寶永中にはなかりしなり。正德四年甲午九月二十二日。大祭只一度にて止ぬ。其頃の番付を見るに。江戶中は元より。本鄉駒込邊よりも出。三町四町程を一組として凡五十組出たり。これを寶永祭とはいかにぞや。これは寶永中に京師に六孫王の祭りありて寶永祭と云しをなり。彼はやり歌も。其の時の歌にて。是を江戶に流布して。正德の祭りの頃うたひしなるべし。彼是まがひて。此祭を寶永祭と誤り傳へしなり。享保三年戌六月朔日。山王根津明神祭禮向後三年目に相勤可申段。先達而被仰付候處。此度根津祭禮勝手次第に相勤候樣被仰付。如舊例向後は山王明神隔年に相勤候樣被仰付候に付。當九月祭禮執行仕候樣に芝崎宮內へ申渡る(手前日記にあり)。正德六年七月一日。改元享保となる。十一月十四日。元四日市根津御旅所御宮。並町屋共取拂。先規之通廣小路に被仰付。此社地上納地千三百十一坪」とあり。さて又一話一言に。正德四年根津權現大祭のさま載せたれば今同書を左に引き。其景況を示す。云く。「根津祭禮の事。根津祭禮相渡り申候儀は。正德四午年九月二十一日。但し雨天に付二十二日に相成申候。其節之寺社奉行松平對馬守殿掛り。大名衆より長柄馬出る分。一長柄二十五本馬十三匹藤堂和泉守殿。一長柄十五本馬九匹榊原式部大輔殿。一長柄十五本馬八匹立花飛驒守殿。一長柄十五本馬七匹松平長門守殿。一長柄十本馬三匹石川宗十郎殿。一公儀より祭禮に付。御名代有之。御初穗黃金三枚。一御旅所假屋爲入用金三拾兩相渡し。右は有増に御座候。外に祭禮番附帳二册。」又寶永三年根津權現御祭禮番付。寶永三戌年根津御宮御建立より當安永八年迄七十四年に成。根津權現御祭禮正德四年午九月二十一日。初れり。御太鼓。御幟。御榊御はた。御神馬。御はこ。【第壹番】大傳馬町壹丁目貳丁目。鹽町。太鼓鷄の吹拔だし壹本。【第貳番】南傳馬町參丁目。さるの吹拔一本。【第三番】小傳馬町壹丁目。貳丁目。三丁目。上丁下丁。せうぎばんに蓬萊のだし一本。大のぼり一本。しやうき武者役人大ぜい。【第四番】宮永町。天神切通。七軒町。鼠せうぞく御幣持吹ぬき一本。ふじのみかりのねり物やたい人形三つ。【第五番】駒込淺香町。同追分町。桐に鳳凰のだし一本。神功皇ぐうのやたいよろい武者子供十本。【第六番】駒込片町。すゝきに銀の露こまのだし一本。布袋やたい花かごのり子供十人。【第七番】芝濱松町壹丁目。貳丁目。三丁目。花籠のだしかさぼこ一本。田うへのやたい稻かりの子供十人。【第八番】芝濱松町四丁目。新網町。同代地。土蜘の武者人形鬼のやたい。【第九番】芝宇田川町。同横町。神明町。銀のへいほこ二本。打遊のだし一本。山田のをろちそさのをの尊のやたい。【第拾番】芝露月町。柴井町。かぶら矢の打遊び扇のだし一本。須彌の四天王ひだの內匠のやたい。【第拾壹番】芝口壹丁目。同貳丁目。ほうおふにたこのだし一本。二十四孝太しゆんのやたい。【第拾貳番】芝口三丁目。源介町。櫻の枝にまりを付人形ふき貫一本。けまり人形のやたいこし付馬乘十人。【第拾三番】びぜん町。けんぼう町。いづみ町。かぢ町。ふたまた大こんだし一本。鼠のかるわざやたい子供十人。【第拾

四番】櫻田伏見町。同善右衞門町。同久保町。同太左衞門町。櫻の木吹ぬき一本。花見やたいげいしや十人。【第拾五番】築地小田原町。築地壹丁目。貳丁目。櫻花かごのだし一本。櫻川まなび花ずくいの人形やたい。【第拾六番】南飯田町。南本郷町 上柳原町。花籠矢車のだし一本しようつぼざるきやうげんのやたい。【第拾七番】舟松町壹丁目 貳丁目。十軒町。南がしかくに金いかりだし一本。小はやのやたい。【第拾八番】木挽町壹丁目。貳丁目。三丁目。四丁目。いづみの壺花籠のだし一本。猩々のやたい。しやう〳〵の出立子供三十人。【第拾九番】同五丁目。六丁目。七丁目。花籠のだし一本。嵐山能のやたい木こりの出立子供三十人。【第貳拾番】京橋通筑波町。山城町。喜左衞門町。寄合町。左兵衞町。金銀の玉三方にのせしだし一本。神宮□□の馬乘やたい。【第貳拾壹番】惣十郎町。南大阪町。會所。がくに作り物かさ鉾のだし一本。ろうらいしやたい。【第貳拾貳番】加賀町。八兵衞町。鉾銀へい打遊のだし一本。どんすの旗一本。岩戸の神樂のやたい。【第貳拾三番】瀧山町。守山町。花かご小がま二本。吹ぬき一本。さんち人形やたい草かり子供二十人。【第貳拾四番】鍋屋町。勘左衞門町。休泊屋敷。水引金入二かい猩々つくり物かさぼこ一本。【第貳拾五番】尾張町。元地うらがし貳丁目。うらがしくわげん。大黑のだし一本。ちやうくわらうくわくのやたい。【第貳拾六番】同壹丁目。貳丁目。三丁目。五丁目。かぎ二本。つち一本。福神萬歳のやたい。【第貳拾七番】靈岸島湊町。川口町。深川中島町。北川町。軍配うちは唐人のぼりだし一本。布袋のやたい。【第貳拾八番】本郷壹丁目。貳丁目。唐人うちは打遊びだし一本。ほていのやたい。【第貳拾九番】同三丁目。四丁目。丸き花籠のだし一本。上げ輿花賢女やたいねり子供二十人。【第三拾番】同五丁目。六丁目。金銀のへいのだし一本。山伏大みね入のやたい役者人大勢。【第三拾壹番】神田平右衞門町。松永町。淺草かや町壹丁目。つぼに盃柄杓のたし一本。しやう〳〵のやたい。【第三拾貳番】淺草かや町貳丁目。かはら町。天王町。きくの花のだし一本。菊童子のやたい。【第三拾三番】淺草はたご町壹丁目 貳丁目 新はたご町。岩ぐみにしだれ櫻のだし一本。唐しゝきよくせいのやたい一本。【第三拾四番】馬喰町壹丁目 貳丁目。三丁目。四丁目。茶せんだし吹貫一本。御茶壺らんかん輿ちやさし子供二十人。【第三拾五番】横山町一丁目。橘町四丁目。むさしの薄に月のだし一本。まんざいのやたい。【第三拾六番】横山町貳丁目。三丁目。神田内元柳原六丁目。牡丹の花蝶のだし一本。石橋唐しゝのやたいしゝ一匹。【第三拾七番】村松町。若松町。北がは彌兵衞町。いかり□□に笠鉾のだし。高砂住の江篭に裝せしやたい。【第三拾八番】元大阪町。庄助屋敷。甚左衞門町。長五郎屋敷。ほてい大黑犬とら人形。かさぼこ一本。【第三拾九番】てつぽう町。かめゐ町。神田くけん町。岩組に雪松の吹貫一本。ていかさのゝわたりの人形やたい。【第四拾番】神田さへ木町。南さへ木町。ふたまた大根打遊打での小づちだし一本。大黑天萬ざいのやたい。【第四拾壹番】神田上白かべ町。下白かべ町。まつだ町。銀のへいかぶら矢のだし一本。かづ□やたい。【第四拾貳番】橋本町三丁目。四丁目。江川町。岩本町。稻月のだし一本。やたいねり小供愛女十人。【第四拾三番】通はたご町。元はま町。橋町壹丁目。貳丁目。三丁目。井筒のだし一本。玉の井のやたい。【第四拾四番】神田こんや町壹丁目。貳丁目。三丁目。ぼたん花せきだいだし一本。しゝらんきよくやたい。【第四拾五番】神田ぬし町。にけん町。れうがへ町。やまと町。ちやつぼのだし一本。ちやぞめ山女人形やたい茶壺一つ。【第四拾六番】松屋町。幸町。ひゞや町。櫻の花かご吹ぬき一本。やりをどり子供人形のやたい。【第四拾七番】すみ町。與作やしき。金六町。水谷町貳丁目。大すゞ三本。打遊び吹ぬき中たてのやたい。【第四拾八番】南槇町。同會所。正木町。道俗やしき。福德やしき。へいにかさぼこのだし一本 かぐら子供山太鼓のやたい。【第四拾九番】南ぬし町。さや町。松川町壹丁目。貳丁目。花かごだし一本。西王母のやたい。【第五拾番】南かぢ町壹丁目。貳丁目。たゝみ町。へいにかぐらの鈴下しやぐまのだし一本。なぎなたわたしのやたい手ふりたんぜん十五人。ねりもの銘かち十人太刀一ふり宛持せ。御神輿三社別當。神主。法師武者十騎。靑侍大叶。御たいこ。御はた。御のぼり。田がく。かつこ。けいご。獅子。御ほこ。御長持終。門前家主麻上下着しさゝらけいご。御神輿先がち門前兩かは亭主出る。正德四年午九月二十一日初ねり之節番附。安永八己亥年二月朔日より六十日之間。根津大權現御旅所御本地觀世音。竝靈寶御開帳之砌於地内弘之。右板行本紙半切三枚つぎ」と見えたり。以上當時祭禮の概略なり。餘は推して知るへし。さて又根津の沿革をいふに。根津とは根津神社より起りたる名稱なり。其地は谷中。本郷。池之端。駒込。千駄木町等に隣接す。根津八重垣町はもと根津門前町と唱へしを。根津社の祭神は速須佐之雄命なれは。その出雲八重垣の歌に因みて町名となせり。根津須賀町はもと根津社地門前町と唱へしを。明治初年新に改稱せり。根津神社町内にあり。むかし駒込村の總鎭守にてありしが。正德年中根津宇右衞門の靈を此社へ合祀せるを以て。其後根津神社の名あり(以上東京地理沿革史)」といへり。

子ノヒノ アソビ　子日ノ遊。正月初の子日に。人々野邊に出て小松を

ひく。これを子日の遊又小松引といふ。これふるきことにて。公事根源に。子日遊。是はむかし人々野へに出て。子日するとて。松を引ける也。朱雀院。圓融院。三條院なとの御時にも。此御遊は有けるにや。中にも圓融院の子日をせさせ給ひけるは。寛和元年二月十三日の事也(見二小野宮右大臣記一)。路の程は御車なりしが。紫野近く成て。上皇は御馬に召れける。左右大臣以下皆直衣にて。殿上人は布衣なり。幄の屋をまうけ。幔を引めぐらし。小庭となして小松をひしと被レ植たり。籠物。折びつ。檜破子やうの物を奉る。人々和歌を獻す。其時の序者は。平兼盛とかや。清原元輔。曾根好忠なといふ歌人ともにて侍し。定て彼時の歌などは。代々の集に入つらん。重て引かんかふべし」と見ゆ。また此日若菜の羹を調すること。和訓栞云。正月上の子の日。是を奉る。寛平年中より始る事也と公事根源に見えたり。げにも菅公寛平の御時正月子日賜二宮人菜羹宴一の文 本朝文粋に見えたり。唐人月令に。立春食二生菜一。取二迎レ新之意一といへり。今七日に定て七種の菜を沙汰するは。後世荊楚歳時記に据れるなるへしといへり。されと延暦儀式帳に。七日をもて新蔬菜羹を二所大神宮に奉る事見えたり。いとふるき事也。」永仁の頃の年中行事に。十二種の若菜の事見えたり。其くさ〴〵は。わかな。はこべら。たかさ せり。なつな。あふひしば。よもぎ。たで。もづく。こほね也とぞ。」右若菜のこと。古今要覽に委しく考證したれは下に抄す。云く。正月子日に 若菜のおもの調して奉りしことは 嵯峨天皇の弘仁四年を始とす(河海抄引二內宴記一)。これは唐の太宗の舊風にならひ給ひしと(同上)いへり。それより代々の天皇も。つき〴〵に此事を行ひ給ひしなり。おほよそ若菜とは。皆人食ふへき春草の若苗をさしていひし名なれとも。その食ふへき春草の中にて。初春の頃に生出るものは薺。をはぎ。芹なとのたくひにて。今いふつまみな。或はうくひすなの類にてはあるへからす。その若菜をつむには。人々野邊に出て子日するとて。小松を引けるよすかに。此菜をもつめはなり。その故に寛平八年。宇多天皇の雲林院に行幸し給ひし時の序文に。倚二松樹一以摩レ腰。習二風霜之難一レ犯也。和二菜羹一而啜レ口。期二氣味之克調一也と(菅家文章)いひ。藤原元眞か歌にも。「霞たつ野邊の若菜をけふよりそ。松のたよりに(家集)」といひ。また院のみやの御息所わかなを給ふに。小松ありて。「片岡の野邊のこまつを雪間より」(同上)なとみえたり。扨て子日の遊を。或は朱雀院。圓融院なとの御時より有けるにやと(公事根源)いへとも。大伴家持の歌に。「初春の初子のけふの玉はゝき(萬葉集)」と詠るによれは。いと舊より此遊はありし也。され共その歌に小松引よしはみえれとも。柿本人丸の子日の歌に。「二葉より引こそうゑめ」と(家集)よめるにて。子日に小松引ける事は。承平の頃より始りしにはあらさるなり。然るを後の世に至りて。子日の若菜といへは。ひたすらに七種の菜をそろへて奉るとのみおもへるは。古をしらさる誤り也。又子日に醍醐天皇の四十の御賀に。小松に千年をちきりて。若菜の如くわかやきていませ。なといふ意にて。此日をばえらばれしものなるへし。右大將藤原朝臣の四十賀しける時。素性法師の「春日野のわかなつみつゝ萬代を」と(古今和歌集)よみて屛風に書付けるも めてたけれと。また仁和のみかとみこにおはしましける時。人にわかな給ひけるに。「君かため春の野に出てわかなつむ」と(同上)よみて送り給ひしは。子日にはあられとも。惻隱のみこゝろ。言葉の外にあらはれて。いとめてたし。」文德實錄云。天安元年正月庚子朔甲子。有二內宴一。預レ之者不レ過二公卿近侍數十人一。昔者上旬之中必有二此事一。時謂二之子日遊一也。今日之宴修二舊迹一也。」扶桑略記云。宇多天皇寛平八年丙辰閏正月六日。有二子日宴一。行二幸北野雲林院一。其扈從者皇太子。及一品式部卿本康親王。上野大守四品貞純親王。四品貞數親王。大納言正三位源朝臣能有。中納言從三位藤原時平。中納言從三位源光。中納言從三位菅原道眞。參議從三位藤原高藤。參議從三位藤原有實。參議正四位上源直。參議從四位上源貞恒。參議從四位下源希。殿上六位以上皆着二麴塵衣一。雲林院之院主。由性法印任二權律師一。遍昭僧正在俗時子。弘延素性兩法師。施二度者各二人一云々(三十六人歌仙傳同)。菅家文草云。扈二從雲林院一。不レ勝二感歎一。聊叙レ所レ觀。竝序。雲林院者。昔之離宮。今爲二佛地一。聖主玄覽之次。不レ忍レ過レ門。成二功德一也。侍臣五六輩。翫二風流一而隨喜院主一兩僧。掃二苔蘚一以恭敬供奉無レ物。唯花色與二鳥聲一。拜謝有レ誠。唯至心與二稽首一而已。予亦當聞二于故老一曰。上陽子日野遊厭レ老。其事如何。其義如何。倚二松樹一以摩レ腰。習二風霜之難一レ犯也。和二菜羹一而啜レ口。期二氣味之克調一也。況年之閏月。一歲餘分之春。月之六日。百官休暇之景。今日之事。今日之爲。豈非二爲無レ爲事無一レ事乎。予雖二愚拙一。久習二家風一。廻レ輿有レ時。走レ筆無レ塊。聊綴二一端一。文不レ加レ點云レ爾謹序。」源氏物語(若菜)云。正月二十三日。子日なるに。右大將殿の北の方。わかなまゐり給ふ。」河海抄引二延喜御記一云。延長二年正月二十一日。右大將藤原朝臣。來レ自レ院有レ仰云々。近間寂然甲子朝摘二若菜一奉レ入レ之。二十五日甲子。此日自レ院賜二子日宴一云々。又引二內宴記一云。弘仁四年始有二內宴一。唐之大宗之舊風也。正月十二三日間有二子日一。着二件日一行レ之。藏人式。淸涼記等。此日注云。二十一二三日之間。若有二子日一便用レ之。」醍醐天皇延長二

ネノヒ

年。西宮記云。正二十五(甲子)。自レ院被レ奉二子日宴於内裏一。天皇御二南殿一。中務卿親王避レ座。立喚二采女一。采女稱唯進二御淺一陪膳。采女擎レ盞欲レ獻。爰親王進跪唱平。天皇即執レ盞。御飲畢稱レ精。即親王下レ自二南階一。便自二座西頭一。南行西向拜舞訖復座(昇レ自二東階一)。即行酒者賜二親王等酒一。依二酒式一行レ酒人(酒式未奉行云々)。賜二獻者一。而後可二舞踏一。依レ仰親王飲レ罰。又大臣依レ仰飲レ罰。以二不擧罰一之故也。天皇被レ仰云。當故左大臣在時語云々。寛平中有二此事一。本康親王爲二獻者一。唱平御精訖。親王下殿拜舞。復座給酒。其時以建二酒式一。告二親王一而後事已行。又無レ所レ言。今日之事與二彼所一レ言相同。恐後人以レ此爲レ例。仍行二罰酌一新定二酒式一云。擬レ獻レ人避レ座前立喚二采女一。采女稱唯擎二御盃一來。授二陪膳采女一。獻者差進跪唱平(唱平訖還前所)。御精訖(凡着唯常例。但御盃者外侍采女須受如二初授時一)。行酒人進賜二獻者酒一即跪受訖下レ殿(自南階而下但皇太子不下)。舞踏還レ所(於東宮宴獻酒准之。按に若菜。小松等の事所見なしといへとも。寛平の例を引れたれは。菜羹等も事有しなるへし)。花鳥餘情云。延長　年正月二十五日甲子。天子四十御賀。父上皇被レ獻レ之。於二紫宸殿一有二其儀一。采女調二和菜羹一供進云々　(按に此文は盡く李部王記の文なるへし)。今按に。延長二年の御賀は。醍醐の御門の御賀也　宇多の御門これを獻せらる。此物語は　鬚黒の大將の室。六條院の御賀たてまつらる。父子の例相かはれりといへども。ともに正月の子日也　四十の御賀也。若菜を調和せる事一としてかはる事なし。」公事根源云。内藏寮ならびに内膳司より。正月上の子日若菜を奉る也。寛平年中より始れる事にや。又天暦四年二月二十九日。女御安子の朝臣若菜を奉るよし。李部王記にみえたり。【正誤】年中行事秘抄云。上子日内藏寮供二若菜一事。其儀若菜十二種。各入二折櫃一居二土高坏一。相二副解文一。御厨子所供レ之(按に十二種の若なは。河海抄。公事根源等にみえたれとも。これは後世の事にて。延喜の頃に奉りしものにはあらず。然るを正月上の子日内藏寮より奉る若菜と一つにせしは。秘抄の誤りなり。既に公事根源には。まつ内藏寮より若なを奉りしよしをいひ。その次に天暦四年安子の朝臣の若菜を奉るよしをいひ。またその次に若なを十二種供する事ありとみえたり。その十二種の若なの内藏寮より奉りしと異なるは。此の文にて明らけし。いはゆる十二種の若菜は。わかな。はこへら。薺。せり。蕨。なつな。あふひ。芝。蓬。水蓼。水雲松なりと云り。拾芥抄には。二種若菜を。若菜。薗(觀助大僧正の本に雲に作。山科言繼卿の本に蘭に作)。苣(チサ)。蕨(ワラヒ)。薺(ナヅナ)。葵芝(シバ)。蓬(ヨモギ)。水蓼(タデ)。水雲松(モツク)と注されたり。されとも冬より春にかけて生出るものは。そのうちにて僅に。はこへら。薺。芹。蓬等の五六種に過ず。苣。蕨。葵。水蓼等は。共に春の末より夏の物なれは。此十二種の若菜は。必す三四月の頃に奉りしものにて。正月子日に奉りしにはあらさる事明らけし)。以上引證する所悉ぜりといふへし。さて小松をひくは是も食ふためにて。石原正明の隨筆に。此ころの歌よみ。子日といふ題に。小松をよみて若菜をよまず。子日遊の子細をしらざる也。後撰集に。子日の歌五首ある小松のなき歌もましれゝと。若菜よまぬはなし。小松も菜の一種なり。されと。千年萬代とめてたる物なる故。とりわきたるにて。つひには。小松引はかりの事に人おもへり。かの後撰集のうた。朱雀院の子日におはしましけるに。さはる事侍りて。えつかうまつらずして。延光朝臣につかはしける。左大臣。「松もひきわかなもつますなりぬるを。いつしか櫻はやもさかなむ」。院の御かへし。「きつにくるゝしなけれは春の野の　わかなも何もかひなかりけり」。小松引になんまかると人のいひけれは。「君のみや野へに小松を引にゆく。我もかたみにつまむわかなを」。宇多院子日せんと有ければ。式部卿のみこをさそうとて。行明親王。「故郷の野へ見にゆくといふめるを。いさ諸ともにわかなつみてむ」。子日しにまかりける人のもとに。おくれ侍りてつかはしける。みつれ。「春の野に心をたにもやらぬ身は。若菜はつまて年をこそつめ」と有。五首ことごとく若菜をよみて。二首は小松をよます。正明これにこゝろつきて。子日に若菜をみつからもよみ。人にもおしへてよまする事なり。七種の菜は。すゝなすゝしろなとゝはたかへる物也。年中行事秘抄にや有けん。白河院御に。松を添て奉るはびがこと也。菘と書てなとよむ也との玉へりし事みえたりき。其の頃はやう松はくはさりし也。信濃國小縣の郡農夫にとひし事あり。かの國には。松をくふ。そは四月ころ松のわか芽の出たるを折きて。ゆでゝくふ。松脂のけはなしといふ。それ赤松の芽なりしか聞もらしたり。赤松は尾張　美濃にて。ひめこと云松の雌品なり。木も良材にて。柱にして檜にまがふばかりにて。すへて脂なし云々」と見えたるにて知るべし。橘守部の山彦冊子にも此事あり。全く石原氏の說とおなじければ載せず。【初子のけふの玉箒】萬葉集。始春之初子乃今日乃玉箒(ハツハルノハツネノケフノタマハハキ)。手爾取加良爾(テニトルカラニ)動具玉乃緒(ユラクタマノヲ)」て家持。袖中抄。玉箒とは蓍と云草に。子日の小松を引ぐして。箒に作り。田家正月子日に蠶飼する家を掃初ることなり」とあり。七種の菜の事はナの部に出す

子ハムヱ　涅槃會は。毎年二月十五日。釋迦入滅の法會を修するなり。日本歳時記(二月十五日の條)に。佛家には今日釋迦入滅の日にて。涅槃會をなす。し

かれともこれ又月建を考あやまれり。按するに。破邪論に。周の穆王五十二年二月十五日。佛涅槃すと記せり。周の二月は今の十二月なり。しかれば今十二月十五日を以て佛涅槃とすへし」といへるは其理あるに似たれど。古昔より二月にこの法會を修すること例となれり。和訓栞に。四經の注に。涅槃の不生不死之地。一切修行之所。世人誤以爲レ死。大非也云々」と見ゆ。また日次紀事に。佛滅日(二月十五日)。洛內外諸寺院。掲二涅槃像一。各修二法事一。民間蓄臘所レ造之餅花。再熬レ之供レ佛。俗誤謂二釋迦鼻屎一。實花屑也云々。また凡涅槃像圖。世人之所二稱美一者。東福寺明兆畫。同三聖寺吳道子畫。高臺寺顏輝畫。大德寺松榮圖。妙顯寺顏輝。妙覺寺古法眼元信畫。本法寺長谷川等伯畫。淨土宗報恩寺顏輝之圖等也。凡毎年及二斯時一。多雪降。故俗謂二雪終涅槃會一。また所々の法會を擧げて。大雲院釋迦涅槃木像。慧心所レ刻也。今日遷二此像於釋迦堂一。寺僧前後供奉。俗稱二錬供養一。遷座後修二法事一。嵯峨釋迦堂。前建二大續松兩基一。及レ暮點レ火。地下人各巡二續松一。口唱二彌陀號一。而擊レ節踊躍。是則於二西域一。葬二釋迦一之遺意也。世謂二柱續松一。栂尾有二四座講式一。所謂涅槃講。遺跡講。舍利講。羅漢講是也。其間有二伽陀一。有二禮拜一。南都興福寺。東金堂有二閻浮檀金釋迦之像一。其扉面有二涅槃像一。相傳金岡之所レ畫也。今日開二其扉一。同二月堂涅槃法事。攝州天王寺常樂會。則涅槃會而有二舞樂一。泉涌寺涅槃講。或謂二常樂會一。四座講式內。毎年交勤二一座一」など見えたり。東京にても諸寺院涅槃畫像を掛け。參詣の人も所々群聚せり。

子ムガ 年賀。(子ムレイを見よ)

子ムガウ 年號は。或る紀念の爲め。年に期間の名を付すなり。皇極天皇四年に孝德天皇位を嗣きたまひ。元を改めて大化元年とす。是年號の始なり。日本後紀。大同五年。九月丙辰詔曰。飛鳥以前。未レ有二年號之目一。難波御宇。始顯二大化之稱一。爾來因循歷レ世。至レ今是用とある是也(飛鳥は皇極天皇。難波は孝德天皇を申す)。大化六年。長門より白雉を獻するの瑞により。白雉と改元せり。齊明。天智の御代は年號を建てず。天武の御代。白鳳。朱鳥の號あり。持統の御代。また年號なし。文武天皇五年。對馬より金を貢せしにより。大寶と改元す。是より以來。御代々々の御即位。並に祥瑞災異等には。必らず改元せらるゝ事なり。神皇正統記。文武天皇の條に。即位五年辛丑よりはじめて年號あり。大寶といふ。これよりさきに。孝德の御代に。大化。白雉。天智の御時。白鳳。天武の御代に。朱雀。朱鳥などいふ號ありしかど。大寶よりのちにぞ。たえぬことにはなりぬる。よりて大寶を。年號のはじめとするなり」といひ。又本朝改元考に。本朝文武天皇。創建二大寶之號一。懲レ此雖レ有二孝德天皇之大化。白雉。天武天皇之朱鳥一。而紀二一時之瑞一。未レ爲二定式一。故源親房正統記。以二大寶一爲二年號之始一といへり。これは年號の絕えず連綿したるは。大寶よりなれど。號を建てたるは。大化ぞ始めなるべき。

今大化より以下。年號字面の出據。並に改元の年月を證すべし。孝德。大化(五年)。日本紀云。改二天豐財重日天皇四年一。爲二大化元年一。」白雉(五年)。日本紀曰。大化六年二月庚午朔戊寅。穴戶國司草壁連醜經獻二白雉一。甲申改二元白雉一。白雉之後。齊明天智朝。並無二年號一。凡十七年。○天武。白鳳(十四年)。朱鳥(一年)。日本紀云。白鳳十五年秋七月乙亥朔戊午改元曰二朱鳥元年一。東鑑云。白鳳十五年。自二大和國一獻二赤雉一。改二年號一爲二朱鳥元年一。朱鳥之後。持統天皇亦無二年號一十年。○文武。大寶(三)文武帝自二元年一至二四年一。亦無二年號一。五年始立二年號一爲二大寶一。自レ是以後年號相續不レ絕。歲次二辛丑一。三月二十一日甲午改元。續日本紀云。三月甲午。對馬島貢レ金。建レ元爲二大寶元年一。」慶雲(四)甲辰五月十日甲午改元。續日本紀云。大寶四年五月甲子。西樓上慶雲見。詔大二赦天下一。改レ元爲二慶雲元年一。○元明。和銅(七)戊申正月十一日乙巳。續日本紀云。和銅元年正月乙巳。武藏國秩父郡獻二和銅一。○元正。靈龜(二)乙卯九月三日辛巳。續日本紀云。乙卯八月丁丑。左京人大初位下高田首久比麻呂。獻二靈龜一。長七寸濶六寸。」養老(七)丁巳十一月十七日癸丑。續日本紀云。美濃國當耆郡多度山醴泉出。仍改レ之。○聖武。神龜(五)甲子二月四日甲午。續日本紀云。養老七年九月神龜出。八年二月改號二神龜一。」天平(二十)己巳八月五日癸亥。續日本紀云。神龜六年五月己卯。左京職獻レ龜。長五寸三分濶四寸五分。其背有レ文云。天王貴平知二百年一。八月癸亥改爲二天平元年一。○孝謙。天平感寶(八)己丑四月十四日丁未。七月二日甲午改レ感作レ勝。續日本紀云。天平二十一年二月丁巳。陸奥國始貢二黃金一。四月丁未改元。○廢帝。天平寶字(八)始二年係二孝謙一。丁酉八月十八日甲午。續日本紀云。天平勝寶九年三月二十日戊辰。天皇寢殿承塵之裏。天下大平四字自生焉。又駿河國益頭郡人金刺舍人麻呂。獻二蠶產成レ字。以レ是八月十八日甲午改元。○稱德。天平神護(二)乙巳正月七日己亥。續日本紀云。稱德天皇勅云。賊臣中麻呂外戚近臣幸賴。神靈護レ國助レ軍。不レ盈二旬日一。咸伏二誅戮一。」神護景雲(三)丁未八月十六日癸巳。續日本紀云。以二今年景雲屢現一也。○光仁。寶龜(十一)庚戌十月朔日己丑。續日本紀云。神護景雲四年八月五日。肥後國葦北郡人靈奉部廣主賣獻二白龜一。同月十七日同國益城郡入山稻王獻二白龜一。以レ是十月己丑改元。」天應(一)辛

酉正月朔日辛酉。續日本紀云。天應元年正月朔日詔云。比有司奏。伊勢齋宮所レ見美雲正合二大瑞一。彼神宮者國家所レ鎭。自レ天應レ之。吉無レ不レ利云々。改二元天應一。○桓武。延曆(二十四)壬戌八月十九日己巳。續日本紀云。八月己巳詔云。今者宗社降レ靈。幽顯介レ福。年穀豐稔。徵祥仍臻。思與二萬國一。嘉二此休祚一。宜下改二天應一曰中延曆元年上。○平城。大同(四)丙戌五月十八日辛巳。○嵯峨。弘仁(十四)庚寅九月二十日丁巳。或二十五日壬戌。又二十七日甲子。○淳和。天長(十)甲辰正月五日乙卯。元祕抄云。弘仁十五年改二元天長一。文章博士腹赤。少將南淵弘貞。彈正大弼菅原清公等。都三人連署。勘二申天長一。老子經曰。天長地久。○仁明。承和(十四)甲寅正月三日甲寅。或四日乙卯。」嘉祥(三)戊辰六月十三日庚子。按續日本後紀云。豐後國大分郡獻二白龜一。故改レ號。○文德。仁壽(三)辛未四月二十八日庚午。」齊衡(三)甲戌十月晦日辛亥。石見國醴泉出。故改レ號。文德實錄。詔云。欲レ使下曠代禎符及萬邦以共慶上。隨レ時德政逐二五帝一而齊衡上。」天安(二)丁丑二月二十一日己丑。文德實錄云。緣三美作。常陸二國獻二白鹿連理之瑞一。○清和。貞觀(十八)己卯四月十五日庚子。或十六日辛丑。易繫辭云。天地之道貞觀者也。○陽成。元慶(八)丁酉四月十五日庚子。三代實錄云。此年備前國貢二白鹿一。但馬國獻二白雉一。尾張國言二木連理一。依レ之改レ號。○光孝。仁和(四)末一年係二宇多一。乙巳二月二十一日丁未。○宇多。寛平(九)己酉四月二十六日丁亥。或二十七日戊子。○醍醐。昌泰(三)戊午四月二十六日乙丑。或八月十六日癸丑。」延喜(二十二)辛酉七月十五日甲子。依二革命及老人星見一改元。曆紀經曰。辛酉爲二革命一。甲子爲二革令一。三善清行勘レ之。毎レ當二此年一改元者。自二延喜。康保一始。禹錫玄珪文云。延レ喜。」延長(八)癸未閏四月十一日。西宮記云。延長年號博士所レ進。字不レ快。有レ勅以二文選白雉詩文一被レ改。文選白雉詩云。彰二皇德一兮侔二周成一。永二延長一兮膺二天慶一。○朱雀。承平(七)辛卯四月二十六日甲寅。」天慶(九)戊戌五月二十二日戊辰依二地震一改元。○村上。天曆(十)丁未四月二十二日丁丑。」天德(四)丁巳十月二十七日庚辰依二水旱怪異一改元。」應和(三)辛酉二月十六日庚辰。依二革命及椒房回祿一。」康保(四)甲子七月十日癸未依二革令一。○冷泉。安和(二)戊辰八月十五日丙寅。○圓融。天祿(三)庚午三月二十五日丙寅。」天延(三)癸酉十二月二十日庚子。依二天變地妖一。」貞元(二)丙子七月十三日戊寅。依二火災地震一。」天元(五)戊寅四月十五日己巳依二天變一。」永觀(二)癸未四月十五日庚子。依二炎旱火災一。○華山。寛和(二)乙酉四月二十七日辛丑。○一條。永延(二)丁亥四月五日丁酉。」永祚(一)己丑八月八日丙辰依二彗星地震一。」正曆(五)庚寅十一月七日戊寅依二大風天變一。」長德(四)乙未二月二十二日戊戌依二疫疾天變一。」長保(五)己亥正月十三日丁卯依二災異水旱一。」寛弘(八)甲辰七月二十日壬寅依二天變地妖一。○三條。長和(五)壬子十二月二十五日戊子。○後一條。寛仁(四)丁巳四月十三日辛巳。」治安(三)辛酉二月一日丁未依二革命一。」萬壽(四)甲子七月十三日依二革令一改元。詩經云。樂只君子邦家光。樂只君子萬壽無レ疆。文章博士爲政勘二進之一。」長元(九)戊辰七月二十五日戊午依二旱疫兵亂一改元。六韜云。天之爲レ天。凡爲二天長一矣。文章博士爲政勘二進之一。今六韜無二此文一。○後朱雀。長曆(三)丁丑四月二十一日癸亥依二代始一改元。長曆春秋文。大學頭義忠考レ之。」長久(四)庚辰十一月十日辛酉改元。長曆以後連年有二凶災一。天下不レ穩故也。老子經云。天長地久。式部權大輔大江擧周考レ之。」寛德(二)甲申十一月二十四日壬午改元。依二炎旱疾疫一也。後漢書云。上下歡欣。人懷二寛德一。文章博士平定親勘二進之一。○後冷泉。永承(七)丙戌四月十四日甲子代始。尙書云。永承二天祚一。平定親考レ之下同。」天喜(五)癸巳正月十三日甲寅依二變異一改元。抱朴子云。人主有レ道。則嘉祥竝臻。此則天喜也。」康平(七)戊戌八月二十八日丙寅。依二大極殿火災一改元。後漢書曰。文帝寛惠柔克遭二代康平一。文章博士藤原實範考レ之。」治曆(四)乙巳八月二日己丑依二炎旱三合一改元。尙書正義云。湯武革レ命。順二于天一。而應二於人一。君子以治レ曆明レ時。然則改正治曆。自二武王一始。式部大輔藤原實綱考レ之下同。○後三條。延久(五)末一年係二白河一。己酉四月十三日己酉代始。尙書註云。我以レ道惟安寧。王之德欲二延久一也。○白河。承保(三)甲寅八月二十三日戊子代始改元。尙書云。承二保文祖民一。文章博士藤原正家考レ之下同。」承曆(四)丁巳十一月十七日甲子改元依二天變一。維城典訓云。聖人者以二懿德一。永承レ曆。崇高則レ天。博厚儀レ地。」永保(三)辛酉二月十日丁卯依二丙年革命一改元。尙書云。欽崇二天道一。永保二天明一。又曰惟王子子孫孫。永保レ民。文章博士行家考レ之。」應德(三)甲子二月七日丙子依二革令一改元。白虎通云。天下泰平。符瑞所二以來至一者。以爲王者承レ統順レ理。調和陰陽和。萬物序。休氣充塞。故符瑞竝臻。皆應レ德而臻。文章博士藤原有綱考レ之。○堀河。寛治(七)丁卯四月十一日壬辰代始。禮記云。湯以レ寛治レ民。而除二其虐一。左大辨匡房考レ之。」嘉保(二)甲戌十二月十五日壬午依二天下瘡疱一改元。史記云。嘉保二太平一。江中納言維時考レ之下同。」永長(一)丙子十二月十七日癸酉改元依二天變地妖一。後漢書云。寘レ國永長。爲二後代法一。」承德(二)丁丑十一月二十一日辛未改元。依二天變。地震。洪水。大風等災一也。周易云。幹二父之蠱一。用譽承以レ德也。文章博士敦基考レ之。」康和(五)己卯八月二十八日戊戌。崔

子ムカ

子ムカ

寛政論云。四海康和。天下周樂。式部大輔藤原正家考之。」長治(二)甲申二月十日甲寅依天變。漢書曰。建久安元。勢成長治之業。文章博士在良考之。下同。」嘉承(二)丙戌[?]月二十八日依彗星之變。漢禮樂志云。嘉承天和。伊樂厥福。〇鳥羽。天仁(二)戊子八月三日代始。文選云。統天仁風遐揚。大學權頭俊信考之。天永(元)庚寅七月十三日庚戌。部類抄云。天變改元依天永彗星。永久天永。」永久(元)癸巳七月十三日庚寅。」元永(元)戊戌四月三日乙卯。」保安(四)四月十日庚辰。崇德。天治(二)甲辰四月三日庚戌代始。易緯云。帝者德配天地。天子者繼天治物。式部大輔藤原敦光考之。下同。」大治(五)丙午正月二十二日戊子。河圖挺作輔云。黄帝修德立義。天下大治。」天承(一)辛亥正月二十六日甲子。漢書匡衡傳云。聖者之自爲動靜。周旋奉天承親。臨朝享臣。物有節文。以章人倫。」長承(三)壬子八月十一日戊戌。史記云。長承聖治。群臣嘉德。」保延(六)乙卯四月二十七日庚午。文選云。永安寧以祉福。長與大漢而久存。實至尊之所御。保延壽而宜子孫。右中辨兼文章博士藤原顯業考之。」永治(一)辛酉七月十日丙午。魏文典論云。禮樂興於上。頌聲作於下。永治長德。與年[?]。權中納言藤原實光考之。〇近衛。康治(二)壬戌四月二十八日辛卯代始。宋書云。以康治道。文章博士藤原永範考之。」天養(一)甲子二月二十四日。後漢書云。此天之意也。人之慶也。仁之本也。儉之要也。焉有應天養人。爲仁以儉。而不降福者乎。文章博士藤原茂明考之。」久安(六)乙丑七月二十二日丙寅依彗星改元。晉書曰。建久安於萬歲。垂長世於無窮。勘者文章博士藤原永範考之。下同。」仁平(三)辛未正月二十六日戊戌。後漢書云。政貴仁平。」久壽(二)甲戌十月二十八日丁未。抱朴子云。其業在於全身久壽。〇後白河。保元(三)丙子四月二十七日戊戌代始。顏氏云。以保元吉也。式部大輔永範考之。〇二條。平治(一)己卯四月二十日甲辰。史記云。天下於是大平治。治部權少輔兼文章博士藤原俊經考之。」永曆(一)庚辰正月十日己丑。後漢書曰。馳淳化於黎元。永歷代而太平。宋書曰。曆數也。又曆日緯譜律曆志曰。黃帝造曆。曆與曆同。式部大輔兼右兵衛督藤原永範考之。」應保(二)辛巳九月四日癸酉改元依天下疱瘡也。尙書曰。汝惟小子。乃服惟弘。應保殷民。左大辨實長勘之。」長寬(二)癸未三月二十九日庚申依天下疫疾改元。維城典訓云。長之寬之。施其功博矣。刑部卿範兼考之。」永萬(一)乙酉六月五日壬午改元。依御不豫也。漢書云。休徵自至。壽考無疆。雍容垂拱。永萬年。左少辨兼文章博士中宮大進藤原俊經考之。〇六條。仁安(三)丙戌八月二十七日戊戌。

毛詩正義云。行寬仁安靜之政。以定天下。得至於太平。文章博士藤原成光考之。〇高倉。嘉應(二)己丑四月八日甲午代始。漢書云。天下殷富。數有嘉應。權中納言藤原資長考之。」承安(四)辛卯四月二十一日乙丑改元依天災。尙書云。王命我來。承安汝文德之祖。注云。承安者承文王之意。安定此民也。權中納言藤原資長考之。」安元(二)乙未七月二十八日丁未。依去夏疱瘡改元。漢書云。爲民除害安元。右大辨藤原俊經考之。」治承(四)丁酉八月四日辛未改元。依大極殿回祿及天災。河圖挺作輔云。治欽明文德。治承天精。文章博士兼美作權助藤原光範考之。〇安德。養和(一)辛丑七月十四日庚子代始。後漢書云。幸得保性命。存神養和。文章博士藤原敦周考之。」壽永(二)壬寅五月二十七日丙申改元。依兵革疱瘡。毛詩云。以介眉壽。永言保之。思皇多祐。勘解由長官兼式部大輔備後權守藤原俊經考之。〇後鳥羽。元曆(一)甲辰四月十六日甲戌改元代始。尙書考靈耀云。天地開闢。元曆紀名。月首甲子冬至。日月如合璧。五星若編珠。文章博士兼越前介藤原光範考之。」文治(五)乙巳八月十四日甲子改元。依火災地震也。禮記云。湯以寬治民。文王以文治。參議左大辨兼遠江權守藤原兼光考之。」建久(九)庚戌四月十一日甲午依地震改元。公卿補任曰。明年依當三合改元。曆紀經曰。或以戊午爲革運。晉書曰。建久安於萬歲。垂長世於無窮。文章博士藤原光輔考之。〇土御門。正治(二)己未四月二十七日壬午。或二十七日戊子代始。莊子云。天子諸侯大夫庶人此四者自正治之美也。文章博士在茂考之。」建仁(三)辛酉二月十三日甲午依革命。文選云。竭智附賢者。必建仁策。註云。爲人君當竭盡智力託附賢臣。必立仁惠之策。賢臣歸之。文章博士宗業考之。」元久(二)甲子二月二十日甲寅改元依革命。毛詩正義云。文王建元久矣。參議親經考之。」建永(一)丙寅四月二十七日戊寅。文選云。流惠下民。建永世之業。民部卿春宮權大夫前中納言範光考之。」承元(四)丁卯十月二十五日丁卯。通典云。古者祭以四時。薦用仲月。近代中承元日奏祥瑞。權中納言資實考之。〇順德。建曆(二)辛未三月九日辛酉代始。宋書云。建曆之本。必先立元。文章博士孝範考之。」建保(六)癸酉十二月六日壬寅依天變地妖改元。尙書云。惟天丕建保乂殷大輔。文章博士宗業考之。」承久(三)己卯四月十二日丁丑依天變改元。詩緯云。周起自后稷。歷世相承久。大藏卿爲長考之。下同。〇後堀河。貞應(二)壬午四月十三日辛卯代始。周易云。中孚以利貞。乃應乎天也。」元仁(一)甲申十一月二十日壬午改元依天變。周易曰。元亨利貞。正義云。元仁也。」嘉祿(一)乙酉四月

二十日庚戌依二疾疫一改元。博物志云。承二皇天嘉祿一。兵部卿菅原在高考レ之。」安貞(二)丁亥十二月七日依二天下赤疱瘡一改元。周易云。安貞之吉。應二地無一レ疆。文章博士資高考レ之。」寛喜(三)己丑三月五日癸酉。後魏書曰。仁興二溫良一。寛興二喜樂一。式部大輔爲長考レ之下同。」貞永(一)壬辰四月二日壬子依二天變地震飢饉一改元。周易注疏云。利レ在二永貞一。永長也。貞正也。○四條。天福(一)癸巳四月十五日己丑代始。尚書註云。政善天福レ之。式部大輔爲長考レ之。」文曆(一)甲午十一月五日庚子改元。依二天變地妖一。文選云。皇王以二叡文一承レ曆。從三位淳高考レ之。」嘉禎(三)乙未九月十九日己卯。北齊書云。藕二于祀一彰二明嘉禎一。前中納言賴資考レ之。」曆仁(一)戊戌十一月二十三日甲午。依二熒惑變一。隋書云。皇明馭曆。仁深二海縣一。文章博士經範考レ之。下同。」延應(一)己亥二月十日丁未依二天變一改元。文選云。廊廟惟清。後入是延。擢二應嘉擧一。」仁治(三)庚子七月十六日戊寅。依二天變地震一。書義云。人君以レ仁治二天下一。大藏卿式部大輔爲長考レ之。下同。○後嵯峨。寛元(四)癸卯二月二十六日癸酉代始。宋書云。舜禹之際。五教在レ寛。元々以平。○後深草。寶治(二)丁未二月二十八日壬子代始。春秋繁露曰。氣之清者爲レ精。人之清者爲レ賢。治レ身者以レ積レ德爲レ寶。治レ國者以レ積レ賢爲レ道。建長(七)己酉三月十八日庚寅。後漢書曰。建二長久之策一。前權中納言經光考レ之。」康元(一)丙辰十月五日壬戌」正嘉(二)丁巳三月十四日庚子。藝文類聚云。肇二元正之嘉會一。文章博士菅原在章考レ之。」正元(一)己未三月二十六日庚午。詩緯云。一如レ正レ元。萬載相傳。注云。言不レ正則末治。式部權大輔公良考レ之。○龜山。文應(一)庚申四月十三日庚戌代始。晉書云。大晉之行。戢レ武興レ文之應。菅原在章考レ之。」弘長(三)辛酉二月二十日壬子。貞觀政要云。國二治定之規一。以弘長也。」文永(十一)甲子二月二十八日癸酉。後漢書曰。漢四百有六載。統レ武興レ文。永惟二祖宗之洪業一。思光二啓萬嗣一。菅原在章考レ之。○後宇多。建治(三)乙亥四月二十五日丙寅代始。周禮云。以治二建國之學政一。文章博士在匡考レ之。」弘安(十)戊寅二月二十九日壬午改元。依下自二去年春夏一世間多二病死一屍滿上レ路也。太宗實錄云。弘二安レ民之道一。從三位茂範考レ之。○伏見。正應(五)戊子四月二十八日壬午代始。毛詩註曰。德正應レ利。勘者從三位大藏卿菅原在嗣下同。」永仁(六)癸巳八月五日戊子。晉書曰。永敷二仁風一。長撫二無外一。○後伏見。正安(三)己亥四月二十五日乙亥。周易云。君正安二其身一。後二條。乾元(一)壬寅十一月二十一日庚戌。周易云。大哉乾元萬物資始。乃統レ天。」嘉元(三)癸卯八月五日庚寅。藝文類聚云。賀二老人星一表云。嘉占二元吉一。弘二無量之祐一。降二克昌之祚一。普天同レ慶。率土合レ歡。」德治(二)丙

午十二月十四日庚戌。尚書大禹謨註云。俊德治之士並在レ官。左傳云。能敬必有レ德。二以治レ民。○花園。延慶(三)戊申十月九日甲子。後漢書云。以二功名一延二慶于後一。權中納言藤原俊光考レ之。」應長(一)辛亥四月二十八日庚午。唐書志云。應二長曆之規一。象二中月之度一。廣綜二陰陽之數一。傍通二寒暑之和一。正三位勘解由長官菅原在兼考レ之。下同。」正和(五)壬子三月十日丙辰。唐紀曰。皇帝受レ朝奏二正和一。」文保(二)丁巳二月三日庚子依二大地震一。梁書曰。頌二周恭一文。又保二十百一。式部大輔菅原在輔考レ之。○後醍醐。元應(二)己未四月二十八日癸丑。唐書云。陛下富教安レ人。務レ農敦レ本。光二復社稷一。康二濟黎元一之應也。前權大納言俊光考レ之。」元亨(三)辛酉二月二十二日丁卯依二革命一改元。周易云。其德剛健。而文明應二乎天時一。是以元亨。文章博士資朝考レ之。」正中(二)甲子十一月九日辛酉依二風水難一。周易云。見龍在レ田。利レ見二大人一。何謂也。子曰龍德而正中者也。文云。需有レ孚。光亨貞吉。位二天位一以二正中一也。文章博士有正考レ之。」嘉曆(三)丙寅四月二十六日庚子。唐書曰。四序嘉辰歷代增置。宋韻曰。曆數也。式部大輔藤原藤範考レ之。」元德(二)己巳八月二十九日癸丑。周易云。乾元亨利レ貞。正義云。元者善之長。謂天之元德。始生二萬物一。文章博士行氏考レ之。」元弘(一)辛未八月九日壬子。藝文類聚云。老人星體色光明。嘉占二元吉一。弘二無量之祐一。文章博士在淳。在成勘二申勘文一中二呈レ之。○光嚴。正慶(二)壬申四月八日丁卯代始。周易註云。以二中正一有レ慶之德。有レ攸レ休者。何適而不レ利哉。式部大輔菅原長員考レ之。○後醍醐重祚。建武(二)甲戌正月二十九日戊午。勘文部類抄云。不レ依二本文之善惡一。可レ有二元號之沙汰一。異朝之例叶二當時之儀一。古字可計二申之一由。被レ仰二諸儒一。仍各注進之處。被レ經二御沙汰一。用二建武號一。後漢光武誅二王莽一。再復二漢室一之年號也。前左大辨在登卿所二勘進一。」延元(二)丙子二月二十五日壬寅。梁書曰。沈休文等奏言。聖德所レ被上自二蒼々一。下延二元々一。菅原長員考レ之。○光明。曆應(四)戊寅八月二十八日庚寅代始。帝王代紀云。堯朝有レ草。夾レ階而生。王者以レ是占レ曆。應レ和而生。從二位菅原公時考レ之。」康永(三)壬午四月二十七日戊辰。漢書志云。海內康平。永保二國家一。文章博士紀行親考レ之。」貞和(五)末二年係二崇光一。乙酉十月二十一日壬申。藝文類聚云。體二乾靈之休德一。稟二貞和之純精一。從三位菅原在成考レ之。○崇光。觀應(二)庚寅二月二十七日壬子代始。莊子云。玄古之君二天下一無レ爲也。疏云。以二虛通之理一。觀二應物之數一而無レ爲。文章博士藤原行光考レ之。○後光嚴。文和(四)壬辰九月二十七日丁酉代始。唐紀云。叡哲溫文。寬和仁惠。文炎志云。文和二於內一。武信二於外一。菅原在淳考レ之。」延文(五)丙申三月二十八日己

西。漢書云。延レ文學レ儒者。數百人。文章博士藤原忠光考レ之。」康安(一)辛丑三月二十九日庚辰。唐紀云。作二治康凱安之舞一。從三位菅原朝臣高嗣考レ之。又史記正義云。天下衆事咸得二康安一。以致二天下太平一。從三位菅原長綱考レ之。」貞治(六)壬寅九月二十三日乙丑。周易云。利二武人之貞一。志治也。參議左大辨藤原忠光考レ之。」應安(七)末三年係二後圓融一。戊申二月十八日己未。毛詩正義云。今四方既已平服。正二國之內一幸應二安定一。治部卿菅原時親考レ之。○後圓融。永和([illegible])乙卯二月二十七日丁巳代始。尙書云。詩言レ志。歌永レ言。聲依レ永。律和レ聲云々。神人以和。藝文類聚云。九功六義之興。依二永和レ聲之製一。志由レ興作。情以レ詞寬。權中納言藤原忠光考レ之。」康曆(二)己未三月二十二日己丑。唐書曰。承二成康之曆業一。」永德(三)末一年係二後小松一。辛酉二月二十四日庚辰。○後小松。至德(三)甲子二月二十七日乙未。孝經云。先王有二至德要道一。以順二天下一。民用和睦。上下無レ怨。權中納言資康考レ之。」嘉慶(二)丁卯八月二十三日庚午。毛詩正義云。將レ有二嘉慶一。禎祥先來見也。從三位菅原秀長考レ之。下同。」康應(一)己巳二月九日己酉。文選云。國靜民康。神應休臻。屢獲二嘉祥一。」明德(四)庚午三月二十六日庚寅。禮記云。明レ德新レ民。前權大納言藤原資康考レ之。」應永(三十四)末十五年係二稱光一。甲戌七月五日癸卯。會要曰。久應レ稱レ之。永有二天下一。參議右大辨藤原重光考レ之。○稱光。正長(一)戊申四月二十七日己酉。禮記正義云。在レ位之君子。威儀不レ有二差忒一。可三以正二長是四方之國一。式部大輔菅原在直考レ之。○後花園。永享(十二)己酉九月五日己酉。後漢書云。能立二魏二之功一。傳二子孫一。永享二無窮之祚一。文章博士菅原在豐考レ之。」嘉吉(三)辛酉二月十七日乙酉依二革命一。周易云。孚二于嘉吉一。位正中也。文章博士菅原益長考レ之。」文安(五)甲子二月五日乙酉依二革命一。晉書云。尊レ文安二漢社稷一。尙書云。欽明文思安々。權中納言兼鄕考レ之。」寶德(三)己巳七月二十八日丙午。唐書云。朕寶二三德一。曰慈儉讓。文章博士菅原爲賢考レ之。下同。」享德(三)壬申七月二十五日丙申。依二三合及疱瘡一。尙書云。世々享レ德。萬邦作式。」康正(二)乙亥七月二十五日戊戌。尙書云。平康正直。註云。世平安以二正直一治レ之。權中納言菅原益長考レ之。」長祿(三)丁丑九月二十八日己丑。韓非子曰。其建立也長。持レ祿也久。文章博士菅原繼長考レ之。」寬正(六)末一年係二後土御門一。庚辰十二月二十一日癸巳。孔子家語曰。外寬而內正。權大納言藤原勝光考レ之。○後土御門。文正(一)丙戌二月二十八日庚子。荀子云。積二文學二正二身行一。權中納言藤原綱光考レ之。」應仁(二)丁亥三月五日辛未。維城典訓云。仁之感レ物。物之應レ仁。若二影隨レ形。猶二聲致レ響。權中納言菅原繼長考レ之。」文明

(十八)己丑四月二十八日壬午。周易云。文明以健。中正而應二君子正一也。大藏卿菅原長清考レ之。」長享(二)丁未七月二十日戊午。」延德(三)己酉八月二十一日丁未。孟子云。開二延道德一。式部大輔菅原長直考レ之。」明應(九)壬子七月十九日戊子。依二疾疫天變一。周易云。其德剛健。而文明應二乎天一。文選云。德行脩明。皆宜應下受二多福一保中乂子孫上。菅原在數考レ之。○後柏原。文龜(三)辛酉二月二十九日戊申。依二革命一。爾雅云。十朋之龜者。一曰神龜。二曰靈龜。三曰攝龜。四曰寶龜。五曰文龜。文章博士菅原和長考レ之。」永正(十七)甲子二月三十日壬戌。依二革命一改元。易緯云。永正二其道一。咸受レ吉。式部大輔菅原長直考レ之。」大永(七)末一年係二後奈良一。辛巳八月二十三日壬寅。杜氏通典云。庶務至微至密。其大則以永レ業。大學頭菅原爲學考レ之。○後奈良。享祿(四)戊子八月二十日己未。周易大畜卦彖程傳云。居二天位一享二天祿一也。文章博士菅原長淳考レ之。」天文(二十三)壬辰七月二十九日乙亥。依二兵亂一。尙書註孔安國曰。舜察二天文一。齊二七政一。文章博士菅原長雄考レ之。下同。」弘治(三)乙卯十月二十三日乙卯。北齊書曰。祇承二寶命一。志弘二治體一。○正親町。永祿(十二)戊午二月二十八日丁未。群書治要云。保レ世持レ家。永全二福祿一者也。」元龜(三)庚午四月二十三日庚申。文選云。元龜水處。潛龍蟠二於沮澤一。應二鳴鼓一而興レ雨。」天正(十九)末五年係二後陽成一。癸酉七月二十八日丙午。文選云。高以レ下爲レ基。民以レ食爲レ天。正二其末一者端二其本一。善二其後一者愼二其先一。老子經云。淸靜者爲二天下正一。○後陽成。文祿(四)壬辰十二月八日甲午。杜氏通典云。凡京文武官。每歲給レ祿。權中納言菅原盛長考レ之。」慶長(十九)末三年係二後水尾一。丙申十一月二十七日庚申。毛詩註疏云。文王功德深厚。故福慶延長。文章博士菅原爲經考レ之。○後水尾。元和(九)乙卯七月十三日丁亥。○明正。寬永(二十)前六年係二後水尾一。後十四年係二明正一。甲子二月三十日甲寅。詩經朱註云。寬廣永長。文章博士菅原長維考レ之。○後光明。正保(四)甲申十二月十六日庚午。尙書正義云。正保衡佐二我烈祖一格二于皇天一。文章博士菅原知長考レ之。」慶安(四)戊子二月十五日庚戌。周易云。乃終有レ慶。安貞之吉。應二地無一レ疆。正二位菅原爲適考レ之。」承應(三)壬辰九月十八日丁亥。晉書律曆志云。夏商承レ運。周氏應レ期。文章博士菅原知長考レ之。○後西院。明曆(三)乙未四月十三日丁卯。漢書律歷志云。大法二九章一。而五紀明二歷法一。續漢書云。黃帝造レ歷。歷與レ曆同。菅原爲庸考レ之。」萬治(三)戊戌七月二十三日戊子。唐書云。正レ本則萬事治。史記云。衆民乃定。萬國爲レ治。菅原豐長考レ之。下同。」寬文(十二)後十年係二上皇一。辛丑四月二十五日甲辰。荀子曰。節奏陵而文。生民寬而安。上文下安。功

名之極也。○靈元。延寶(八)癸丑九月二十一日丁亥。隋書志云。分二四序一綴二三光一。延二寶祚一渺無レ量。權中納言菅原爲庸考レ之。」天和(三)辛酉九月二十九日己卯。後漢書桓帝詔曰。天人協和。萬邦咸寧。菅原在庸考レ之。」貞享(四)甲子二月二十一日丁巳。周易曰。永貞吉。王用享二于帝一吉。菅原豐長考レ之。○東山。元祿(戊辰九月二十九日己亥。宋史云。以レ仁守レ位。以レ孝奉レ先。祈レ福逮レ下。侑レ神昭レ德。惠綏黎元。懋建二皇極一。天祿無疆。靈休允迪。萬葉其昌。文章博士菅原長顯考レ之。」右以上貝原好古の國朝年號譜(和事始附錄)を抄出す。但し靈元。東山の二天皇は。今謚號に改め書す。

【改元式】江家次第云。改元事。大臣參レ陣奉レ仰(或於二里第一奉レ之實資例)。仰二式部大輔文章博士等一。令レ勘二申年號字一(召レ陣可レ仰也。近例或令二外記傳仰一)。可レ被二改元一由。大臣參レ陣定中(先仰二外記一令レ催二諸卿一)。若二外座一令レ置二膝突一。外記進二勘文一。先乍レ居二陣座一。令三藏人奏二勘文等一。次蒙二可下定申上之仰一。諸卿共定申。次令二大辨讀一レ之。定二兩三一奏レ之(付二藏人一令奏)。重被レ仰下此中可レ用二何年號一哉由上。勘文留二御所一。又令レ奏二一定一(或依二諸儒所レ進不レ抉。自二御所一被レ給。延長。天曆。康保等例也)。次被レ仰下可レ令レ作二詔書一由上(仰詞中被レ仰二依下其例上由一。代初無レ赦。自餘多有二赦之例一。代々不レ同)。大臣召二內記一仰二其由一(若無二內記一者。令二儒者辨作一レ之。先奏二其由一。辨副レ笏進レ之。上卿入二外記筥一奏)次奏レ草(入二外記筥一殿上辨作時令二外記內覽一)。次奏二淸書一(黃紙)。奏下後可レ披二見御畫日有無一。次令三外記召二中務輔若丞一給レ之(乍レ入レ筥給レ之歟。若丞不レ候者令三外記傳二給錄一希有例也)。次被レ下二吉書一(先官方次藏人方)。詔書覆奏以前。京官用二新年號一。諸國者官府後用レ之。其絕行官府給二京官一。二通者不レ攜二詔書一。給二諸國一八枚者攜二詔書一。

勘申年號事

々々

其書曰々々

々々

其書曰々々

右依二宣旨一勘申如レ件

官兼官姓朝臣名

管家者註二年月日位等一

餘人者如二江家儀一

若有レ赦之時。非常赦者大臣召二檢非違使佐以下一人一。仰二詔書施行以前。可レ見レ免徒由一。佐召二檢非違使等一。相分向二左右獄一。佐或帶二胡籙一。乘レ馬立二於獄門一。召二出囚等一。仰二之看督長一。作法佐仰云。依二其事一(若其歟)殊以免給。各能二還本貫一。重犯不二奉仕一。爲レ公御財御調物備進留。看督長曰乎吉止。囚等稱唯。佐仰曰早。欽取留。常赦者別當奏レ之。令三道志勘二申可レ會レ赦之輩一。後免レ之。詔云。其改二々々何年一爲二々々元年一。宣政(字文巳日)。廣運(軍走)。隆化(降死)。大象(大人象)。大業(大苦未)。元享(二月七日)。天正(天一止)。元始(不吉)。天漢(漢字宜水)。治曆又同件例。」右古代改年式の大凡を知るべし。近代改元の次第。所見一二をあぐべし。【元祿改元の事】條事定並改元定次第。諸卿著二伏座一。次上卿令二官人敷一レ軾。次以二官人一召二外記一問二諸卿參否一。次以二官人一召二寄文書一。次上卿授二文書於第一公卿一。次第見下し至二最末一。次上卿仰二參議一令レ讀レ之。次參議讀二文書一畢。次上卿仰下可二定申一之由上次自二上﨟一定申。次上卿仰二可レ召レ硯之由一。次參議召レ史仰二硯事一。次參議書二文書一。次上卿仰下後日可二淸書一之由於參議上。次三木插二國解定文等於懷中一召レ史令レ撤レ硯。次職事下二年號勘文一次上卿詣二申職事仰詞一退。次上卿授二勘文於第一公卿一次第見下、次上卿令二三木讀一レ之。次上卿仰下可二定申一之由上自二下﨟一定レ之。次上卿定畢。次上卿以二官人一召二職事一奏聞。次職事歸來仰二可一同之由一。次上卿召二留職事於座傍一令レ聞二諸卿議定一。次議定畢奏聞。次職事歸來仰下改二其年一可レ爲二其許年一之由並詔書事等上。次上卿移二着端座一。次上卿以二官人一外記問二大外記參否一。次上卿召二大外記一仰二詔其趣一次內記持二參詔書之草一上卿披見也。次上卿進弓場奏聞皈給歸着レ陣仰二淸書事一。次內記持二參淸書一上卿披見畢起レ座奏聞返給歸着レ陣。次上卿以官人召二外記一問二中務大輔參否一。次上卿召二中務大輔一給二詔仰之詞一。次辨覽二吉事一上卿披二見之一。次以二官人一召二職事一奏聞次職事奏聞畢返給。上卿詣二申職事仰之詞一退。次上卿以官人召辨二吉書一辨詣申退。次職事下二吉書一上卿申二職事仰之詞一退。次上卿以二官人一召レ辨給レ之辨給申退。次令二官人撤一レ軾次諸卿退出。元祿辰九月三十日改元。宋史曰。以レ仁守レ位。以レ孝奉レ先。所レ福逮レ下。侑レ神昭レ德。惠二綏黎元一。懋達二皇極一。天祿无レ疆。靈體允迪。萬葉其昌(鹽尻)。【寶永改元】甲申三月十二日辛亥改元條儀。同十三日壬子未一點條事定。同日申一點改元定。天皇御二紫宸殿一。群臣參列。鷹司關白兼熙。近衞左大臣家凞。諸家此外略レ之。陳座着座。東上卿九條右大臣輔實。西條儀今出川右大將伊季。奉行勸修寺前權大納言經慶。職事中山右中將兼親。此外東西各諸家十員官名略レ之。次第別記如二元祿改元一。改二元祿十七年一爲二寶永元年一。舊唐書音樂志

日。寶祚惟永。暉光日新。五條爲廣勘レ之。同日行赦。同月三十日。關東改元御披露。諸大名登城。甲府。紀伊。尾張。水戸家老登城。出御改元被仰出。同日甲府中納言殿。紀伊中納言殿。尾張宰相殿。水戸宰相殿登城。御賀被申上。有改元。依去年關東大地震。御執奏と云々(同上)。【享保改元】正德六年丙申。六月二十二日未刻。條事定。同月同日申刻改元。御二南殿一。次第如二先規一。上卿。近衞右大臣。廣幡大納言。一條大納言。滋野井中納言。油小路中納言。今出川中納言。風早宰相。甘露寺宰相。園宰相。傳奏油小路前大納言。奉行庭田頭中將。諸家勘文。○天業。周易曰。聖以通二天下之志一。以定二天下之業一。○元文。周易曰。黃裳元吉。文在レ中也。○大曆。晉書曰。應二大曆睿聖一世相承。○享保。後周書曰。享二茲大命一。保二有萬國一。○明寶。藝文類聚曰。復二子明辟一。還承二寶國一。右桑原式部權大輔菅原長義。○保和。周易曰。乾道變化。各正二性命一。保二合大和一。乃利貞。○元長。周易云。元者善之長也。○天明。孝經曰。則二天之明一。因二地之利一。以訓二天下一。萬寶。文選云。蕩乎大乎。萬寶以レ之化。○和德。周易曰。和二順於道德一而理二於義一。窮レ理盡レ性。以至二於命一。右高辻文章博士菅原總長○大享。周易云。大享無レ咎。而天下隨レ時。○文長。史記云。文武並用。長久之術也。○天龜。爾雅註疏曰。天龜俯地龜仰。東龜前南龜卻。西龜左北龜右。各從二其耦一。右東坊城大學頭菅原資長。○明和。尙書曰。百姓昭明。協二和萬邦一。○嘉延。藝文類聚曰。嘉祚日延。○永安。晉書云。濟二育群生一。永安二萬國一。右五條侍從菅原在家。紹明。尙書曰。紹二天明一即レ明。○天保。毛詩曰。天保定レ爾。○尙書曰。欽二崇天道一。永保二天命一。○延享。藝文類聚曰。璽主壽延享レ祚之吉。右清岡侍從菅原致長。以正德六年。六年爲二享保元年一。七月朔。關東改元之令(同上)。【天明改元詔】詔。資二準的於劉漢建元之遺音長振一。尋二濫觴於本朝大化之餘風久傳一。是以創業之君。登極必改レ正。修德之主。繼レ統又新レ元。朕荷以二庸昧躬一。唯賴二良弼之力一。猥臨二大寶位一。將レ遵二列聖之訓一。宜下改二舊號一以施中新化上。其改二安永十年一。爲二天明元年一。主者施行。天明元年四月二日。二品行中務卿臣織仁親王宣。正四位下行中務大輔臣藤原朝臣。正四位下行中務少輔臣藤原朝臣敬信奉行。攝政太政大臣從一位臣藤原朝臣。從一位行左大臣臣藤原朝臣。從一位行右大臣臣藤原朝臣。從一位行內大臣臣藤原朝臣。正二位行權大納言兼右近衞大將皇太后宮大夫臣藤原朝臣家孝。正二位行權大納言臣源朝臣信通。正二位行權大納言兼左近衞大將臣藤原朝臣政熙。正二位行權大納言臣藤原朝臣。正二位行權大納言臣藤原朝臣實起。正二位行權大納言臣藤原朝臣公明。正二位行權大納言臣藤原朝臣實祖。正二位、、、、、、、、、實種。、、、、、、、、、、、伊光。從二位行權大納言臣藤原朝臣輔家。正二位行權中納言臣藤原朝臣有美。、、、、、、、、、宗美。、、、、、、、爲榮。、、、、、、、冬泰。、、、、、、、愛德。、、、、、、、、菅原朝臣胤長。從三位、、、、、、、藤原朝臣隆建。正三位行權中納言臣藤原朝臣。正三位行權中納言兼皇太后宮權大夫臣源朝臣前基。正三位行權中納言臣藤原朝臣。參議從二位行左近衞權中將臣藤原朝臣實同。、、、、、、、右、、、、、、、、實紀。參議正三位行右近衞權中將臣源朝臣重嗣。參議正三位左近衞權中將臣源朝臣。、、、、、、、、、、藤原朝臣延季。參議正三位行左衞門督臣藤原朝臣資矩。參議從三位左大辨臣藤原朝臣經逸。參議從三位行左近衞權中將藤原朝臣。詔書如右奏請。詔付外施行謹言。【文化改元記】○文化。周易曰。觀二乎天文一。以察二時變一。觀二乎人文一。以化二成天下一。後漢書曰。宣二文教一以章二其化一。立二武備一以秉二其威一。○嘉德。左氏傳曰。上下皆有二嘉德一而無二違心一。史記曰。臣承二聖治一。群臣嘉德。○嘉政。唐書曰。嘉其美政。顯發於聽事。○萬寶。文選曰。蕩乎大乎。萬寶以レ之化。○嘉永。□□曰。思皇享多レ祐。嘉樂永無レ央。○文政。尙書孔傳曰。舜察二天文一齊二七政一。○萬德。文選曰。萬邦同和。施二百德鑾一。而肅愼致レ貢。年號字七號之中。文化嘉德可然。主上仙洞思召候。尤丞相衆中へ勅問有之候處。兩號多被擧奏候。但文化之號殊可然哉之御沙汰に候得共。於關東思召有之候者。嘉德之號可被用候歟。兩號之中。關東思召を聞度。可有御治定候。此旨關東へ宜被申入候事。十二月。」傳奏衆被致持參候書付寫　改元に付赦之事先例之通可有御沙汰候事。年號改元之儀ニ付。傳奏衆被申聞候樣。申進候書付。今二十七日廣橋前大納言。千種前中納言。揖宅へ被參。年號文字之儀御內慮被仰進候旨にて。勘文一通。並七號之文字唱假名附一通。被致持參候に付差上申候。右七號之中文化嘉德可然。主上仙洞思召候。尤丞相衆中へ勅問有之候處。兩號多被擧奏候。但文化之號。殊可然哉之御沙汰に候得共。若於關東思召有之候者。嘉德之號可被用候歟。兩號之中關東思召被聞食。可有御治定候。右之趣爲可申上次飛脚を以申上候以上。十二月二十七日青山下野守。」年號改元之儀に付其御地御返事之儀。並赦之儀に付申進候書付。年號改元之儀に付被申聞候趣。正月十五六日頃迄に其御地より御返事有之候樣。可致沙汰旨傳奏衆へ申聞候。則被致持參候書付寫入御披見候。依之差急申進候に付。若道中川支等も難計候間。東海道中山道兩方へ同樣之宿次刻附差立申候。尤東海道之方へは兩冊被致持參書付本紙差進候。中山道のかたへは右寫にて致進達候。改元に付赦

子ムカ

之儀。先例之通可致沙汰旨。是又兩卿へ申聞候則被致持參候書付寫入御披見候。例之通改元翌日輕罪之者赦可申付哉相伺之申候以上。十二月二十七日。青山下野守(共に一話一言)。【安政改元の略記】嘉永七年十二月五日御達。於二京都二十一月二十七日年號改元。宣下有レ之。安政改元御德日。禁中卯酉。准后辰戌。大樹寅申。詔書仰詞今年四月内裏炎上。加以二六月地震一。且近年異國船屢來二近海一。依改以二嘉永七年一可レ爲二安政元年一。任二寬政例一。令レ作二詔書一。被レ召二勘文一之内。御撰之分。文長。安政。安延。和平。寬裕。寬祿。保和。右七號之内。十一月二十七日。安政御治定宣下。〇勘文。群書治要曰。庶人安レ政。然後君子安レ位矣。東坊城從二位菅原總長以下略之(嘉永。明治年間錄)。さて改元に就て德川幕府より令達の事。貞享以下舊記に見えたる分。德川禁令考に載せたり。今下に抄出す。其案に云。年號改元の擧たるや。禁中に於て難陳等の式を行はれ。嘉號議定の上。之を幕府に達す。幕府に於ては京報を得る後。諸大名及諸官を出仕せしめて。老中列座年號改元の旨を公達あり。諸大名及諸官は幕府の公達を得て。直ちに該領内管下。及組支配等へ本日改元ありし旨を布達す。是定例なり。〇貞享改元に付赦教(按に柳營日次記。正德元年四月朔日改元の條曰。跡々不時の改元は。赦被行候得共。御代替之改元に付。依例赦無之と。是改元行赦の例蹤を徵す可し。此回即ち不時改元にして。柳營日次記其事を具載す。之を抄出して例規を存す。其他類推すへし)。鍋松彌五左衛門。西尾十右衞門。奥津左衞門　右三人元御書院番水野長門守組。於駿府三穗へ參不返に付改易。梶山五左衞門。右小細工奉行相勤處。支配之者不屆に付改易。觀世新九郎。同權九郎。右兩人追放。右之者御科被差免候也。但此外鑑舍之者三十七人放免。〇元文改元に付御祝儀總出仕達書。明七日總出仕有之候間。染帷子半袴着用。四つ時登城候樣。可被達候。五月六日。今日(即五月七日)御本丸へ總出仕有之年號元文と改元之旨於席々松平左近將監殿被仰渡。病氣又者幼少に而。今日出仕無之萬石以上之面々者。年號改元之儀。先例之通。老中宅へ使者可被差越候。在國。在所之面面は。承次第飛札可差越事。今日出仕之面々西丸へ不及出仕候。御本丸へ出仕有之萬石以上之面々。竝病氣幼少に而。出仕無之輩者。能登守宅へ。以使者。御祝儀可申上候。尤在國在所之面々。飛札可差越事。〇年號改元殿中公達の式(此一則は諏訪氏の藏本より抄出す。之に據て先蹤を推知す可し)。文政十三年十二月十六日。紀伊殿。尾張殿。水戶殿。右年號天保と改元被仰出之旨於躑躅之間周防守演達之書付相渡之。」東叡山執當眞覺院。右同斷之旨。於羽目之間同人相達之書付渡之。總出仕有之。此度從京都年號改元之儀被仰進之。天保と御治定被仰出候旨。於席々老中列座同人申渡之。但右申渡相濟候而も。着座の儘被居候樣。前廣達置。引續年號之折紙。大目附織田信濃守持參。一席へ壹枚宛相渡。且西丸へ出仕不及。使者勤等御書付も相達。」萬延改元文字之儀に付達(萬延元年四月十一日)。御勘定奉行へ「覺」。此度改元被仰出候。萬延之文字重き事之外。万萬之文字。いつれの方認候而も不苦旨向々へ相達候間。向後御切米御扶持方竝御貸附金請取手形等へも萬延と相認候向も可有之候間。差支無之樣可被取計候事。」是後文久(萬延二年二月二十八日改元)。元治(文久四年三月朔日改元)。慶應(元治二年四月十八日改元)と改元あり。【明治の號】慶應四年戊辰九月明治と改元せらる。是時の詔に。體二太乙一而登レ位。膺二景命一以改レ元。洵聖代之典型。而萬世之標也。朕雖二否德一。幸賴二祖宗之靈一。祗承二鴻緒一。躬親二萬機之政一。乃改レ元。欲下與二海内億兆一更始一新上。其改二慶應四年一。爲二明治元年一。自今以後。革二易舊世一。一世一元。以爲二永式一。主者施行。」今般御卽位御大禮被爲濟。先例之通被爲改年號候就而者。是迄吉凶之象兆に隨ひ。屢改號有之候得共。自今御一代一號に被定候。依之改應慶四年。可爲明治元年旨被仰出候事と布達せられたり。此最簡易なる御定にて。此事は嘗て先達も論し置たる事ありき。さて明治の號は。既に元文改元の時。撰出したる字面にて。大城戶宗重。嘗てこれを辨せり。云く。我か昭代の初。斷然舊式に據らせ給はず。御一世御一元と仰出されしは。賢き御世の一大美事ならずや。畢竟國家の治亂盛衰は。年號の如何に在ずして。施政の得失如何にあるのみ。此頃享保二十一年。御改元定の難陳を見しに。唐橋大内記(在秀朝臣)の選進中に。明治號を加へたり。當時西園寺大納言(公晃卿)。高辻式部大輔(總長卿)の陳辨も有しかど。坊城中納言(俊將卿)。淸閑寺右大辨(秀定卿)の論難に依て。遂に元文とぞ改元せられたりき。今明治の昭代となりて。いと珍敷事に思はるゝ儘。此に其全文を揭けて。文義は取り樣。治亂は爲し樣にあるの一例となさむとす。嗚呼百五十年前に排斥せられし明治の號も。今日斯く時を得たるを視れば。獨人のみ幸不幸あるにあらす。文字も亦遇不遇あるか。〇明治。唐橋大內記。周易曰。聖人南面而聽二天下一。嚮レ明而治。〇難。淸閑寺右大辨。明治號。一代始被レ用二治字一。凡七八度。各年序不レ久。可レ有二如何一候哉(按に御代始に治字を用られしは。崇德天皇の天治は二年。近衞天皇の康治は二年。二條天皇の平治は一年。後堀河天皇の寬治は七年。土御門天皇の正治は三年。後深草天皇の寶治は二年。後宇多天皇の建治は三年なり。)〇陳。西園寺大納

言。明治號。被難之趣有其謂。然此二字。其蒜用甚大矣。夫明明德于天下者。聖王之所以治天下也。故禮曰。明照四海。而不遺微少。又云。參於天下。竝於鬼神。以治政也。尤宜爲號。可被採用候乎。猶可在群議。〇二難。坊城中納言。明治之號。所陳之其義固盡。微才不能難也。然析字言之。則明字爲日月。治字從台水。台星名也。水旣逼日月星辰。則有洪水滔天之象。平時尙恐其不叶。況於龍飛之始乎。〇二陳。式部權大輔。明治號。析字被難之趣。離合之識。尤有其謂。然明字爲日月。按周易。大人者與天地合其德。與日月合其時。此文可爲嘉徵。如治字從台水之難者。天治號可謂水逼天文星辰也。亦在龍飛之始。而無洪水之事。推古驗今。强無其難歟。可被採用哉。猶可在上宣。（如蘭社話）。

【異年號】大化以前より。一種奇僻の年號ありて。往々古書中に見えたり。これ後世浮屠氏の妄作する所にして。天下一般知る所にあらざれども。また心得さる可らす。茅窓漫錄云。和邦の年號大化前後に異年號ある事。藤貞幹が逸號年表に多く載せ。高昶か和漢年契凡例にも竝べ擧たれど。國の正史に見えざれば。紀年の始末。文字の異同ありて。皆後世より憶斷するもの。いづれも確說とはいひがたし。故に如是院年代記。繼體帝十六年善記注に。或曰繼體天皇自十六年。始て年號在之云云。分者朱にて書之。年數相違之處有之不審とあり。漢土の異年號も建元以前にあるもの。大率相同じ。紀年の始末憶斷し難し。諸書に載る所その異同を擧る事左のごとし。和邦異年號。列滴（孝靈帝之時紀元始終未詳）。蠶至（應神帝之時紀元始終未詳。一說神功皇后攝政四十年庚申。魏齊王正治元年賜倭王印。蠶至年號據此）。嘉紀（武烈帝卽位元年己卯紀元四年終。同五年改元。是字下一字磨滅未詳。歷年四年後無紀）。善化（繼體帝十六年壬寅紀元五年終。以上三號見古代年號。海東諸國記云。繼體帝十六年壬寅始建年號爲善化。五年丙午改元。春秋曆略。年代記。皇代記。竝皆四年終。如是院年代記。善化作善記。四年終）。正和（繼體帝二十年丙午改元五年終。年代記。皇代記。春秋曆畧。海東諸國記皆同。皇代記作正治。古代年號。二十一年丁未改元四年終。如是院年代記。正和元太子立年六十一）。教到（繼體帝二十五年辛亥改元。五年終。古代年號。春秋曆略。年代記。皇代記。古本水鏡。活字水鏡皆同。續教訓抄云。安閑帝教到六年丙辰。海東諸國記作發到）。寶元（安閑帝二年乙卯紀元五年。後無紀。見西林寺佛光後銘。如是院年代記無寶元號）。僧聽（宣化帝卽位丙辰年。紀元四年後無紀。春秋曆略。年代記。皇代記。海東諸國記。如是院年代記皆同。古代年號。水鏡二本至五年）。明要（欽明帝二年辛酉紀元十二年終。春秋曆略。年代記。皇代記皆同。皇代記作明安。古代年號九年改元。得字下一字磨滅未詳。海東諸國記作同要）。貴樂（欽明帝三年壬申改元二年終。年代記。皇代記。春秋曆略。如是院皆同。古代年號三年終）。法靖（欽明帝十五年甲戌改元。年代記。皇代記皆同。春秋曆略。如是院年代記作法淸。海東諸國記作結淸。古代年號十六年乙亥改元）。兄弟（欽明十九年戊寅改元。一年終。古代年號。皇代記。春秋曆略。諸國記。如是院皆同一本作兄弟和）。藏和（欽明帝二十年己卯改元五年終。年代記。皇代記。春秋曆略。諸國記皆同。古代年號二十一年改元。如是院作藏知）。師安（欽明帝二十五年甲申改元一年終。年代記。皇代記。峯相記。春秋曆略。諸國記。如是院皆同。古代年號一年後）。知僧（欽明帝二十六年乙酉改元五年終。年代記。皇代記。曆略。如是院皆同。古代年號二十七年改元。諸國記作和僧）。金光（欽明帝三十一年庚寅改元。六年終。年代。皇代記。古代年號。曆略。如是院。平家物語。源平盛衰記。諸國記皆同）。賢稱（敏達帝五年丙申紀元五年終。年代記。皇代記。曆畧。如是院。水鏡二本皆同。古代年號作賢接。海東諸國記作賢接。一本作賢輔。又一本作賢博）。鏡常（敏達帝十辛丑改元四年終。水鏡二本。古代年號。年代記。皇代記。如是院皆相同。海東諸國記作鏡當。一本作鏡照）。勝照（敏達帝十四年乙巳改元四年終。年代記。皇代記。諸國記。如是院皆相同。古代年號二年終。古本水鏡勝照作勝烈）。和重（用明帝二年丁未紀元二年終。見古代年號）。端政（崇峻帝二年己酉紀元五年終。皇代記。春秋曆略。水鏡二本。古代年號。諸國記皆同。年代記。平家物語。源平盛衰記皆作端正。如是院年代記作端改。古代年號。端正爲推古帝二年改元）。喜樂（推古帝卽位元年癸丑紀元一年終。見古代年號）。告貴（推古帝二年甲寅改元七年終。年代記。皇代記。春秋曆略皆同。諸國記。告貴作從貴。一本作告言。如是院記二年改元作吉貴）。始哭（推古帝三年乙卯改元一年終。見古代年號）。法興（推古帝四年丙辰改元五年終。見古代年號。釋日本紀引伊豫國風土記云。法興元年十月歲在丙辰。見道後湯碑。一本作六年非。六年辛酉改元願轉。蓋元字以六字體似誤。一說此年法興寺落成。故改元法興）。願轉（推古帝九年辛酉改元四年終。古代年號。年代記。皇代記。曆略。如是院皆同。諸國記作煩轉）光元（推古帝十三年乙丑改元六年終。古代年號。諸國記皆同。皇代紀光元作弘元。曆略。如是院竝作光充。按此年四月造丈六佛像故爲號）。定居（推古帝十九年辛未改元七年終。年代記。皇代記。曆略。諸國記。如是院皆同。水鏡二本。六年後不

レ見。神明鏡二年後不レ見。聖德太子拾遺記。定居作二定光一)。見聖(推古帝二十一年癸酉改元五年終。見二古代年號一)倭京(推古帝二十六年戊寅改元五年終。古代年號。諸國記皆同。水鏡二本作二和京一六年終。一本作二委京一。如是院作二和景繩一)。景繩(推古帝二十六年戊寅改元五年終。年代記。皇代記。曆略皆同。神明鏡二年後不レ見。皇代記一本作二和黃繩一。按此年年中改元諸書所レ載不レ同)。法興元世(推古帝二十九年辛巳改元。其終未レ詳。見二法隆寺釋迦弘光後銘一。和漢三才圖會。信州善光寺條云。法興元世一年辛巳十二月五日。源平盛衰記云。法興元世二十一年壬子。按此年皇太子薨。是與二法興一同浮居之所レ稱也)。仁王(推古帝三十一年癸未改元。六年終。年代記。皇代記。曆略。諸國記皆同。水鏡二本。三十二年改元五年終)。節中(推古帝三十一年癸未改元一年終。見二古代年號一。按此年改二元仁王一又改二元節中一。是與二上倭景繩一同。未レ知二孰是一)。聖德(舒明帝即位元年己丑紀元。六年終。年代記。皇代記。曆略。諸國記皆同。古代年號作二聖聽一三年改元)。僧要(舒明帝四年壬辰改元。五年終。見二古代年號。諸國記。如是院。竝七年乙未改元五年終)。僧安(舒明帝七年乙未改元五年終。年代記。皇代記。曆略。諸國記皆同。按僧要僧安。以二字體似一。一是必有レ誤。未レ知二孰是一)。命長(舒明帝十二年庚子改元。水鏡二本。三年後不レ見。諸國記七年後改元。古代年號。九年丁酉改元。五年後不レ見。一本作二明長一。一作二長命一)。今長(改元同レ上。七年終。年代記。皇代記。曆略所レ載皆同。按命今字體相似。一是傳寫誤)。以上年號係二大化以前一。如是院年代記。孝德帝朝無二大化之號一。常色(孝德帝三年丁未改元五年終。年代記。皇代記。曆略。諸國記所載皆同)。中元(天智帝即位元年壬戌紀元。四年後不レ見。古代年號所レ載)。果安(天武帝十五年丙戌改元四年終。見二古代年號一)。大和(持統帝四年庚寅紀元七年後不レ見。見二古代年號一)大長(持統帝六年壬辰改元九年終。年代記。皇代記。曆略。如是院皆同。海東諸國記。延曆中解文所レ載。竝皆係二文武帝丁酉年一而四年終)。白雉。白鳳。朱雀。朱鳥之號。始末未レ詳。白雉(日本紀。孝德帝六年二月庚午朔戊寅。穴戸國司草壁連醜經。獻二白雉一。此年爲二白雉元年一。如是院年代記。亦係二六年庚戌一。改二元白雉一。水鏡二本。年代記。皇代記。曆略。諸國記皆以二孝德帝八年壬子一爲二改元一。如是院年代記八年無二改元一)。白鳳(水鏡二本。年代記。皇代記。曆略。諸國記。如是院。皆以二齊明帝七年辛酉一爲二白鳳元年一。大織冠公傳以二孝德帝五年己酉一爲二改元一。如是院以二六年壬戌一爲二改元一。引二一月長門國獻二白雉一。愚管抄。眞醞年中行事。竝皆以二天武帝即位壬申一爲二白鳳一)。白鳳雉(水鏡二本。天武帝二年癸酉二月二十七日即レ位。改二元白鳳雉一。如是院癸酉二改二元白鳳一。二月皇后立)。朱雀(水鏡二本。天武帝即位元年八月改二朱雀一。如是院以二天武帝十三年甲申一爲二朱雀元一。那須國造碑。海東諸國記。竝皆相同。而朱雀爲二朱鳥一)。朱鳥(日本紀。天武帝朱鳥元年秋七月己亥朔戊午。改レ元曰二朱雀元年一。如是院。天武帝十五年爲二大化元一。和州獻二赤雉一。因レ玆改二朱鳥一。日本靈異記。天武帝十五年丙戌改元。朱鳥七年後不レ見。海東諸國記改元同レ上。歷世九年改元)。以上年號係二大化以後一。如是院年代記。天武帝十五年爲二大化元一。證明(詹詹云。江州油火明神の社記に。證明四年と云ふ書付あり。此年號右社の鰐口にもあり。按するに。兼延が名法要集に。大織冠曰。吾唯一神者。以二天地一爲二書籍一。以二日月一爲二證明一。此語を兼倶が神代抄に。皇太子の語といへば。法興聖德などゝおなじく。推古。舒明兩帝の御時なるべし。油火明神は。江州甲賀郡にあり。油火と名付るは。昔文武帝大友皇子に襲はれ。吉野より鹿伏を經て。この所にいたり給ふ。鹿伏兎是なり。時に山中燈火見えけるが。忽ち一人の翁顯れて天皇に謁し。吾は此山の神大山祇なりとて。案内にそひ奉るに。鈴鹿川水まさりて渡り兼給ふに。鹿きたりて天皇を負奉りて。驛路の鈴を付て渡しぬ。因て鈴鹿といふ。其天皇を案内せし翁を祭りて。油火明神といふ)。天平感寶(淸輔奥儀抄云。此號年中改元不レ載二于年代曆一。此號在二萬葉集一。按するに。是は聖武帝天平二十一年。陸奥國始貢二黃金一時の事なり)。因て考るに。此邦大化前後の頃までは。年號紀元の事は。甚疎略にして。制法もたゝず。年數の長短も。正しく記載せざりしと見ゆ。故に諸書に載たるも彼此異同ありて。いづれを證據となし難し。續日本紀に神龜元年十月朔日。詔曰。白鳳以來朱雀以前。年代玄遠。尋問難レ明とは是なり。文字の美惡是非は勿論。その頃は佛道興隆の初なれば。名目多くは佛家より出たりと見ゆ。孝德帝の御世。蘇我入鹿天誅に伏し。暴虐夷滅せらるの後。教化大に行はれ。人々に制をなすの始を示さむとて。大化の號を紀元し給ふ。日本紀畧に弘仁詔。朱鳥以前未レ有二年號之日一。難波御宇始顯二大化之稱一とは是なり。海東諸國記に。繼體帝十六年壬寅。始建二年號一爲二善化一。五年丙午改元とあり。此帝の七年に五經博士を置たまへば。文字の義理も定て吟味ありつらむ。然るに善化を以て紀元の始とし。又孝德帝の御世大化を以て紀元の始とし給ひ。二つの化字五年にして同じく改元なりしも。燧和仲が言しごとく。大率離合之識。深微難レ逃とは是ならむ。此邦改元ある時に難陳といふ事あり。年號文字の義理出據などを吟味し。善惡是非を難じ陳るといふ。其時易經の語を引には。書名をいはず。或文に曰と謂は故實にて。變易變化を忌嫌

子ムカ

なりと。然るに近歳にも化字を用て紀元ありしは。いかなる事にや。又孝徳帝の御世より。天下の政事多く改り。専らに漢土の法則に傚ひ給ふ。故に古代年號は皆刊り去りて。大化と紀元し給と見ゆ。されども是より定式となり末代に連綿せざるなり。又朱雀。白鳳などの號。一時の瑞を紀したるは。諸書載る所始末おなじからず。日本紀に載ざるゆゑ年號の數に入ざるなり。日本紀に大化五年二月庚午朔戊寅(戊寅は九日)。穴戸國司草壁連醜經獻二白雉一。改二元白雉一の號見え(今日本紀に改二元白雉一とあるも。後世文人の稱する所定式となしがたし。其譯は續日本紀に。白鳳以來朱雀以前といひ。古語拾遺に難波長柄豐崎朝白鳳四年とあれば。白鳳と書たるにや。水鏡。正統記。寶基本紀。元亨釋書の類。證據となし難し。又如是院年代記に。天武帝十五年丙戌を大化元とし。和州獻二赤雉一。因レ茲改二朱鳥一とあれども。日本紀に此事なし)。天武帝十五年朱鳥の號あれども。年號改元の規則とせず。本朝改元考云。本朝文武天皇創建二大寶之號一。總レ此雖レ有二孝德天皇之大化白雉。天武天皇之朱鳥一。而紀二一時之瑞一。未レ爲二定式一。故源親房正統記。以二大寶一爲二年號之始一(本朝改元考は山崎闇齋の著なり)。源爲憲が口遊(天祿元年冬十二月記)年代門に。今案自二大寶元年一迄二今年一。總二百七十年。昔大寶以往有二年號一。曰二大化白雉白鳳朱鳥一。凡至二白雉一合九載。其後齊明。天智二帝。雖レ治二天下一。専無二年號一。轉更至二天武治レ天。蔵號二朱鳥一。其後持統一帝無二年號一。亦文武御レ天識號二大寶一。從レ此以來永以不レ絶也とあり。此即吾國金貨の始發する日にて。文武帝五年三月二十一日大寶紀元の號。本朝紀年の權輿萬世不易の定法としるべし。云々。」また栗田寛の逸年號考刪餘に。天平感寶元(續日本紀。萬葉集)ごとは異年號の部に入るべきものなられど。彼穗積氏が續紀に。此紀號ありとも知らぬげにて　聊か疑を存したるさまなれば。國史の證文を擧て。後進の爲に惑を解んとす。其は續日本紀天平勝寶元年の條下に。改二天平二十一年一(四月甲午朔丁未)。爲二天平感寶元年一とありて。同七月甲午の條に。是日改二感寶元年一。爲二勝寶元年一。とあるにて著きを思ふべし。萬葉集十八に。天平感寶元年五月十二日云々。大伴宿禰家持の歌あり。又同年閏五月六日。六月朔日などもみえ。東大寺正倉院文書に。天平感寶元年七月三日。常世馬人。又同年七月五日同人の解文みえ。又寫經所充用帳に。天感元年五月三十日。又天感元年閏五月十二日他田水主とあるは。天平感寶を略稱せしものとみゆ。○泰平百錬鈔(高倉天皇)。承安二年閏十二月十日の下に。近日諸國稱下有二改元一之由上。公家被二誡仰一(其號泰平元年云々)とあるは。其頃諸國に訛言ありてかく改號ある由を云しものなるべし。○彌勒元年(陸奥國耶麻郡新宮神器銘)。銘文に會津地頭代左兵衞少尉藤原知盛。小宮領所右兵衞少尉平國村新宮。彌勒元年辛卯二月二十五日。また同神器に。大勸進僧淨𨛷。横三郎。壬生貴末。會津新宮。彌勒元年辛卯二月二十二日(以上會津畧事雜考所載)とみえ「雜考に自レ在二曆號一後。大蔵在二辛卯一者。自二天武帝朱鳥五年辛卯一。迄二慶安四年辛卯一。凡十餘回。其中當曆元年者。六十代朱雀院承平。與二承安元年一。徒爾耳。然彌勒者可二茲歳一乎云々(この全文は異年號考にあり合見べし。○彌勒二年丁卯(下總國野田里土中所掘出尼妙心菜碑銘。近江國石山寺順禮板。甲斐妙法寺記)。順禮板に甲州巨摩郡布施庄。小池圖書助西國三十三所順禮。聖山昔彌勒二年丁卯六月吉日(異年號考)とみえ。妙法寺記に永正四(丁卯)の下に彌勒二年とあれば。此彌勒の號は。永正四年丁卯にして。上の辛卯とは年數懸隔せるもの也。○福德元年庚戌(常陸赤濱法妙寺過去帳。甲斐妙法寺記)。甲斐妙法寺記。延德元年の下に(元年に係けたるは誤にて。下の福德二とあると。互ひに文字の錯亂したる也。この元を二とし。下の二を元に作るべし)。京に王崩御とて(王崩御は足利將軍義政の薨を誤りしとみゆ)。福德二(庚戌)年と年號を改る也(二の元なること下文に明かなり)。殊の外に大飢饉。而其年の内に米は七十。大豆六十。粟は更に無し。牛馬渇死すると大半に過たり。人民飢死すると無レ限。○福德二年辛亥(鎌倉光明寺額裏書。新編鎌倉志。鶴岡八幡宮座不冷所着到軸。赤濱妙法寺過去帳)。光明寺額裏書に。後土御門院宸筆。福德二年辛亥九月吉日」また座不冷所着到軸書に。福德二年正月一日とあり。是陽漫錄に。我國福德の年號なけれども。後土御門院勅筆と云へば。福德の年號しばらく用られ。改元ありたれども。應仁の兵亂の時故　史官失して書せざるにやと云れど。私しに改めしこと妙法寺記に云るが如くなるべし。さて庚戌辛亥は。延德二年。三年に當ること。妙法寺過去帳。延德二三年の傍書に。福德元。福德二とあるにて明かなり。○寶壽二年(鍍金寶塔銘)。寶塔銘に。奉納大乘妙典六十六部雲州之住周慶　寶壽二年今月今日(異年號考)。○寛七年(鍍金寶塔銘)。寶塔銘に。奉納三十番神武州國國城坊也。尾州之人吉左衞門作。寛七年六月吉日(異年號考)とみえたる。寶壽と寛との年號。他に考る所なし。穗積氏の考に。此器寛平。寛弘。寛治の古物にあらず。又寛永。寛文の物とも思はれず。若くば寛正七年丙戌の時の物にもあらんかと云る。左もありなむ。古へ年號の字を略書する例あり。天平勝寶を天感と云しこと上に云り。天平勝寶を勝寶とのみ書るを。是も正倉院文書に。賀茂書手か解文に。勝寶二年四月

子ムカ

一日。また天平寶字を足羽郡書生解文に。寶字三年五月二十一日。書生島部連田豆名また法師道鏡の牒狀に。字七年六月三十日と一字を用ひたる甚珍らし。件の寛七年も此類例にやあらむ。○證明四年(近江國甲賀郡油月神社記文)。土肥經平か春湊浪話。また茅窓漫錄等に。件の社記を引て云り云々。○天靖元年(上島氏下島氏古系牒)。こは北朝嘉吉三年癸亥にて。南北和議なりて。四十餘年の後の號なり。南朝の餘衆かゝる號を用ひしとみゆ。大日本史に。嘉吉三年九月前大納言藤原有光等。稱レ兵入二禁中一。取二神璽寶劍一。擁二王子萬壽寺僧金藏主者一(後龜山の皇子にます)。據二延曆寺一。金藏主有光敗死。棄二寶劍於清水寺傍一(天地根元歷代圖。神皇正統記。護正院文書)。吉野遺民奉二神璽一。擁二王子二人一據二吉野一。圓滿院僧圓胤亦還俗。更二名義有一(義有據蔭戒記。永享九年八月八日條)。稱二兵于紀伊一。長祿元年十二月(嘉吉三年より十五年の後なり)。赤松家士佯降二吉野一。執二二王子一殺レ之。取二神璽一歸二京師一云(諸門跡譜。上月記。赤松略譜。天地根元曆代圖。應仁外記)とある時の事なるへし。又年號にはあらねど。紀伊那智山實方院所藏文書に。立願之事。一御遷宮之事。一御領寄進之事。一每年以二御代官一可レ有二參詣一之事。一御劍。一神馬右所願成就之時。可レ有二其成敗一者也。乙亥七月十八日忠義。熊野權現那智御寶殿前とみゆ。又同國色川邑色河氏の文書に忠義(花押)。色川鄕則先皇由緒之地也。其龍孫鳳輦已幸二大河内之行宮一也。早參二錦幡下一可レ致二軍功忠一。然者可レ有二恩賞一者也。天氣之趣如此矣。乙亥八月六日色河鄕惣中」とある乙亥は。佐々宗淳の考に。康正元年か。北朝の年號をきらひて。甲子ばかりをしるせるか。和州吉野郡高原村高峰山福原寺に。長祿年中被殺給へる。南帝兩王子の牌位あり。一宮自天親王。二宮忠義大禪定門とあり。此文書にある忠義は二宮の事なるべし。康正元年乙亥より長祿元年丁丑まては三年也。長祿元年遭レ害事は上月記に載たりと云り。こも天靖の號を建たるに似たれば。因に此に書そへつ。○大道元年(紀伊國伊都郡地藏寺石燈籠銘)。○大道二年(越後國蒲原郡佐所村石井氏文書)。紀伊國名所圖會に。伊都郡地藏寺西福寺に隣る寺内に。古き石燈籠の柱基を納む。其銘の眞中に。光明眞言講中立としるし。左右に大道元年七月吉日と書す。長は一尺八寸許。廻一尺八寸許なり。傳へ言ふ大道は大同と同音の字を用ひたるにて。此石は弘法大師漢土より歸朝の時建し處也。云々。今隣寺の石燈籠の正平の銘と較るに。字體石質稍新しければ。決して千有餘年の物にあらず。此頃友人の筆記を閱するに。異年號を載たる中に。越後國蒲原郡佐所村の吏民某の先祖。石井彦七に賜し文書に。大道二年八月二日源吉次(草名)とある由をのす。此碑則其前年なれば。大同にあらざる事益明なり。彼二年の文書は元弘。建武の後の物と云へり。是によりて按に。南朝御和睦の後。嘉吉年間南朝の遺民。義有王を擁して。兵を本國に稱へし頃。私に建る所にして。彼天靖なと云年號の類ならんか。猶後なるか明證なしと雖も。南朝に奉仕せし人の子孫等。前朝の微運を憤りて。當時の年號を用ふる事を快とせすして。私に建たる號なるべし。今偶北越南紀に。此年號を記せるものゝ存する事を奇と謂ふべし」なといへり。此外異年號のこと。諸書に說あれと。今は略す

【革命。革令】辛酉と甲子の歲は。大槪改元あり。是は易緯に。辛酉爲二革命一。甲子爲二革令一。とあるより起りたるにて。三善淸行の革命勘文に詳なり。辛酉改元の始は。光仁天皇の天應を始とし。甲子改元は。村上天皇の康保を始となす。伊藤氏の秉燭譚云。革命。革令のこと本朝の曆法に。革命。革令と云とあり。辛酉の年を革命とし。甲子の年を革令とす。この年には必す改元あり。予成童の時。辛酉に改元ありて。天和と云。甲子に改元ありて貞享と云。前代を考るに。この年には必改元あり。中國にはその說なし。近ころ或縉紳の家にて。一條禪閤の三革說と云　を借來る。三善淸行か易說。漢の鄭玄。唐の開元中王肇等說を引て。詳にその事を著せり。畢竟易の革卦に本て。緯書より出たることなり。詩の緯。推度災と云書に。戊午革運。辛酉革命。甲子革政と云こととあり。故に三革說と名く。又易緯云。辛酉爲二革命一。甲子爲二革令一と。故に革命。革令說あり。然れとも易の革卦に湯武革レ命と云は。王者易レ姓受レ命をにて。曆法の事にはあつからず。聊爾には言ましきにや。」また石原正明の辛酉隨筆云。辛酉は革命とて。いみしうあしかる事とそ。何事のあらむとすらむ。ゆゝしき事也。それも運によりて。あたらぬこともありとそ。諸道の勘文をめさるときく。ことしはあたれりやあたらすや。きかまほし。寺々にも御事ありて。御祈ともありときくは。いみしう尊し。其の寸法の名。金門鳥敏々々々とば。かのとのとりのとしといふ事なりとそ。まことにやあらん。はかなき戲にちかくて。御法の尊くめてたかるへきには。打あはぬこゝちす。例なれば改元あるへし。寛政といふ年號。政の字はしめて用られつるに。十三年まてつゝきて。造內裏以下よき事のかきりなりつれは。めてたき例にそなるへき。辛酉の改元は。延喜の度をはしめとす。淸行の宰相の勘奏によられたる也。あるは易緯に。辛酉爲二革命一。甲子爲二革令一とありて。鄭玄か說に。天道不レ遠。三五而變。六甲爲二一元一。四六二六交相乘。七玄有三變。三七相乘。二十一元爲一蔀。合千三百二十年。とあるによりて。神武天皇元年を

一蔀の首として。齊明天皇六年庚申まで。千三百二十年。天智天皇即位の年(齊明天皇八年)の辛酉を第二の蔀首として。昌泰三年まで。二百四十四年。四六相乘を數みて。延喜元年は大變革命の運なりとぞ。もし此説によらば。今年は第四の四六よりは。六十年おくれ。第三の蔀首よりは。百八十年さきたちて。大變の運にはあたらぬにやあらむ。諸道の勘答はいかゝあらん。いふかしきとなり。さてかの善家の革命勘文に。明年辛酉。當二帝王革命之期一。君臣剋賊之運云々。又小野の右大臣とておはしましゝに。書たてまつりて。明年辛酉運當二變革一。二月建卯。將レ動二干戈一。遭レ凶衝レ禍。雖レ未レ知レ誰。是引レ弩射レ市。當中二薄命一。云々。伏冀知二其止足一。察二其榮分一。擅二風情於烟霞一。藏二山智於丘壑一。後世仰視。不二亦美一乎。努々力々。勿レ忽二鄙言一とあり。やかてその辛酉の正月に。小野の御事をあしさまに申さるゝものありて。左遷し給へるは。まことに掌をさすかごとく。あさましきなむ。神武天皇元年を辛酉とさためたるかうきたる上に。鄭註なともうきたる事のやうにて。何のしるしかはあらむ。とおもひあなつらるゝ事なるに。かうまつしくいひあてたるは。誠にいみしき博士なりけり。」按するにこれは享和元年辛酉なり。また過庭紀談云。辛酉の歳と甲子の歳とには。本邦にては。必す年號改元あり。醍醐天皇の延喜よりこのかた。今の寶暦までの内に。辛酉の歳に改元無りしは。唯永祿と元和との兩度ばかりなり。永祿の辛酉は。永祿四年に當れり。川中島合戰の年なれは。王室も衰微の最中公方家も有るか無きかの時節にて。海内騷亂の極なれは。年號改元の段にて。無かりしも理りなり。元和の辛酉は元和七年に當れり。大阪御陣後七年目にて我國家太平の時節なるに如何して改元無かりしや。其所以を知らず。甲子の改元は村上天皇の康保より。以來今の寶暦に至るまて。甲子の改元無かりしは。唯永祿許りなり。其外は皆改元有りしなり。此一事にても。永祿の時節はよく〳〵王室衰微の甚しかりしを知るへし」といへり。こゝに醍醐天皇の延喜よりこのかたといへれど。其前既に光仁天皇の御時より始りし事。上にいへるが如し。また茅窓漫錄云。此邦辛酉。甲子の歳運に當るときは。必紀元するといふ事。兼良公の三革説にも見えたれど。何れの御世よりいひ出せしことにや。日本紀に神武帝辛酉年春正月。天皇卽二帝位一。故に辛酉の年必改元すといふは。其理當れり。甲子に必改元すといふは。いかなる義にや。詩緯推度災に。戊午革運。辛酉革命。甲子革政といふに據にや。されども年號定て遙か以後にいひ出せし事ならむ。大化以前の異年號も。始終定かならざれど。欽明帝の明要と。推古帝の願轉。齊明帝の白鳳とのみ。辛酉に紀元ありしと見ゆ。甲子の紀元は。未だ見えず。年號定紀の大寶も辛丑の年に紀元ありて。辛酉は改元なし。聖武帝の辛酉と甲子とは改元ありて。桓武帝の甲子と。仁明帝の辛酉は改元なし。醍醐帝の辛酉は改元ありて。甲子はなし。村上帝の辛酉應和。甲子康保より。後柏原帝の文龜。永正迄。五百四十三年のあいだ。辛酉。甲子ともに皆改元ありて。正親町帝の辛酉甲子は。ともに改元なし。後水尾帝の甲子は改元ありて。辛酉はなし。靈元帝の天和。貞享より。當今にいたるまで改元あり。然らば辛酉。甲子は必す改元するといふ定法とも見えず。帝王編年記云。延喜二十三年。昌泰四年七月十五日改元。依二辛酉革命老人星一也。孔雀經御修法記云。土御門天皇建仁元年二月二十一日壬寅。修二孔雀經法于閑院一。禳二辛酉厄一(建仁元年は辛酉)。此等の記を考るに。神武帝御卽位の辛酉を必定法則とし。改元するとも見えず。老人星辛酉厄などいふは。緯書。佛氏等のいふ説にて。人君體レ元以居レ正。元年を稱する大法にあらず。勿論辛酉。甲子の改元は。漢人定法になき事なり。緯書の類はとらず云。」以上號を建られしこと。改元の次第。革命。革令などとなへし説の大概を知るべし。

子ムキボウコウ　年季奉公。商家の慣行たる雇人は。拾歲前後よりして。衣食は勿論算筆等の教育に至まで。皆雇主の手に成り。漸次に商業を習熟せしめ。壯年に至るに及びて。家財諸道具を始め。資本金迄も雇主より分ち與へて。妻を娶らしめ。其の家號をも稱するを許す等。殆と君臣の分あるか如し。故に雇人は幼少の時より。教育の恩あるのみならず。後來資本を受け。獨立して一家をなさんとを望むか故に。能く忠實に務むるものとす。又雇主は平常の勤務により。別家をなさしむるは。自家に取りても一臂の力を得。凡別家の多少に依り。商業上の信用に關係を及ほすこと少からさるより。多く之を取立るを以て榮となすものなり。又雇人を別家せしむるには。商業により。或は各〻の家風により。其の年限に遲速あれとも。概ね十箇年以上二十箇年內外勤務せしものに限る。之を宿這入と唱へ。先つ家を與へ。妻を迎しめ。尙三箇年或は五箇年間通勤せしめ。然る後に資本を與へ。株仲間加入の紹介をなし。得意先を分ち。以て獨立の商業を營ましむ。故に嚴格なる家にありては。仲間にて中年と唱へ。二十歲前後にして雇入たるものは。之に別家を許さす。又仲間加入をも許さゞるものあり。間〻或は其の精勤に依りて。幼少より雇ひたるものと同樣に別家を許すことありと雖も。多くは他家又は別家中の婿養子とならしむるものとす。初め幼少のものを雇入るゝ際。一家の長男及相續人

等は雇入をなさす。何となれは幼少より之を教育して商業を練習せしめ。後年に至り別家となし。己か柱石とも賴む可きもの。既に商業を習熟するに當り。其の家名相續等の故を以て。解雇を乞ふものあれは其の年期内に非るよりは之を拒むことを得すして。數年の教育も遂に徒勞に屬するの事あるを慮ればなり。又雇主と雇人との間の情誼は。主人奉公人と稱し。代々君臣の分を守るものにして。若し雇人不都合のことあるときは或は之に謹愼を命し。或は等級を降し。又は別家の期を延はし。其最とも重きは所有品を沒收して。之を放逐する等の慣行あり。雇人たるもの。若し放逐に遇ふか。主家の許諾を得す。擅に去る等のことあれば。雇主より直に各取引先に通知するか故に。獨立して商業を營まんとすれとも。其の意を遂るを得す。株仲間に於ては。其の加入を許さゞるは勿論なりとす。凡商家に於ては資本の厚薄。及其運轉。得意先。買先の騙引。地方需用の好惡等自ら秘する所の方術あるものなれば。之に通曉したる雇人にして。雇主に不滿なるか。又は私利に惑へるか。若くは人の教唆に依り。甲の雇主を去り。乙の雇主に就き甲家の秘を漏し。又は其の得意先を取入るゝか如きあらは。幼年より受けし恩誼に悖り。甲家を妨害することを少なからす。又乙家を去り。丙家に涉り。各々其の雇主に損害を與へ。併せて自己の信用を失ひ。流落に歸するの外なきを以て。若し雇人にして雇主より放逐せらるゝか。雇主の承諾なきに猥に主家を去る者は。其の同業者に於て。此の者を雇入るゝことを禁するは概ね商業仲間に在りて一般の慣習とす。」以上は大阪商家の慣例に係る。要するに商業の組織は。海内を擧けて大阪に若くものはあらす。蓋し其の位置たる東西の要衝に當る一大市場にして。古來より。全市商業一途を以て。四方に對する處なれは。商買は勿論。其の雇人の如きも亦此の地の習慣を以て優等に置かさるを得さるなり。」抑々大阪商家雇人の慣例は。肆店の大小賣買の繁閑。或は商業の種類等により。其の人員多少あり。又雇人に異同あるは。素より免れさる所にして。一概に之を論す可きにあらす。今其の普通の商家に就き。雇人に關する要を擧くれは。初め商家に於て雇入るゝ幼者を【丁稚】と云ふ。其の丁稚雇入の模樣たるや。家々に小異同あり。一定の規則あるに非すと雖。巨商に於ては。大概其の別家中の子弟を雇入れ。之れを譜代子育と稱す。而して別家中に取り。猶足らさるときは。他家より之を雇入るゝこともあり。是又同しく子育と稱す。此の子育なる雇入の昇進等に關しては。別家。他家の故を以て。其の異なる所を見すと雖。過誤失錯等の責に至りては。少しく異同あるを免れす。且雇入の際別家の子弟には請狀を要せされとも。他よりすれは親元及親類連印の請狀を出さしむるを常とし。又長男を雇ふを好ます。若し尋常の商家にして別家なき者は緣故ある家に求め。或は全く知らさる家より雇ふことあり。其の緣故なきものには請狀を徵すること前に同し。而して其の雇年齡は何れも大抵拾歲となし。其の務は專ら店頭の雜務にして。其の最幼稚のものは。烟草盆の掃除。庖厨の使役。店主の從僮等に充て。後稍々事に馴れ。或は年長するに及ひて。近傍の走り使等のことに從はしむ。是皆丁稚の職なり。其の名或は小僧又坊主と唱ふ。然れとも普通に之を小供と呼へり。年齡拾五六歲に至り。半元服となり。額に角を入れ。半人前と見做し。幼名を廢し。主家手代以上の通り名に改め。半は手代の業即荷物金錢の受渡を兼ね。半は店頭の使用に充るなり。夫れ商人たる者は先つ丁稚より成立たされば。商機商略に通曉せさるものに付。資產に富み。雇人多き商家の子弟と雖。一旦は之を他家に遣り。丁稚を勤めしむるもの多し。都て丁稚中は烟草具を用ひ。羽織を着け。雪駄。木履の外は駒下駄等の類を穿つことを禁する等。家風に依り。數種ある可しと雖。大抵此を以て普通の慣習とす。尤手代には此の禁なきも。半人前の間は之を許さゝる家あり。丁稚の身邊は都て主人の仕着せを受け。固より無給のものとす。家風によりては小遣錢をも持せさるの例あり。或は親元より衣服用具等一切自辨とする所もあり。又往年天王寺屋五兵衞の店にては。代々丁稚に振袖の衣類を着用せしめ。鴻池善右衞門の店にては。萌黃裏の衣類を着用せしむ。斯る類例も猶數種ある可し。既にして丁稚年稍々長し。半人前となり。而して昇等せしものを手代と云ふ。【手代】は概ね拾八九歲より以上のものとす。然れとも昇等より三年間は。猶半人前のものと均しく驅使の用に充てらるゝこと多し。夫の丁稚の手代に昇進するときは。親疎の區別なく。必す本人の親元親類より連印の契約證文を差入れしむ。手代となりし上は。支配人或は番頭の指揮に從ひ。仕入賣捌方等に奔走し。又取引上自己の見込を立てしむることあり。此の時若し失敗することあれは。支配人。番頭等の呵責を受くるを免れされとも。其の償を要することは決してなし。尤呵責も甚しき失敗の時に止まり。其の餘は唯教諭を加へて以て。商業の道に馴致せしむるを主となす。夫驅出の手代にして。失敗あるは屢々なれとも。其の見込を立てしめされは。後日に至り。商智長せす。氣力方に餒へ。只其の依賴心のみ增加して。他人の助を待ち。遂に獨立し機宜を圖り。大商業を營むこと能はさるに至るを免れされはなり。都へて一店に種々の取引をなすもの。客を待遇するもの。帳簿を預るもの。出納を掌るもの。之を檢査するもの。店主の外用を代理する

もの。公事に奔走するもの。賄方を司とるものあり。其の役數種にして。家毎に異同あり。且つ其の役柄の輕重により。進退黜渉等の法あり。既に手代より昇等する者を支配人と云ふ。即一店商業の總宰にして其の責任最重く。主家商業の盛衰は皆支配人の料見如何に因るものとす。故に家に依りては。商權を始め。家政を擧けて之に任し。若し主人放逸の行あるときは。之を牽制し。限界を立てゝ。之を諭へしめさる等のことあり。或は家風に依りては支配人を置かす。手代の筆頭をして。其の任を帶はしむるものありて。權限は支配人に異なること無し。其の最大なる商家に於ては。別家を支配人の上に置き。萬般の事務を總宰せしむることあり。然るときは支配人の權力は減殺して。敢て手代に異なることなし。蓋し別家は雇人の追々昇等して。終に通ひ奉公となりしものにして。恰も一種の役名の如し。而して別家に二種あり。一は巨商の雇人にして。其身一代は勿論子々孫々繼續して主家に仕へ。其の家政向より一身上の進退に至るまて皆主家の指揮に從はさるものなく。且子孫の主家に仕ふる者。漸を追ひて昇等し。而して別家となる可き所まて昇るときは。素より其自己の家を相續するは世間普通の順序に異らさるも。若し放蕩或は他の事故に因り。昇等し得さるものあるときは。他家の子弟にして昇等せしものを擇ひ。其家を相續せしむる等の例あり。二は中等商家の雇人とす。此の雇人は殆第一の如く。追々昇等の後。同しく別家に取立てられ。終身の通勤をなさす。主家より受くる所の資産を基として。以て自己の業を行ふものなり。然れとも子々孫々主從の義を失はすして。主人より許されたる暖簾を店頭に揭け。以て何本店一統と稱す。而して其本店と同業を營むを得るあり。又之を營み得さるあり。若し本店同業の商業を營むときは。其の得意先を分ち。且其の仲間に加入せしむ。尤其の仲間入に規約ありて。手續に種々の異同ありと雖。大抵丁稚より二十箇年勤め。然る後。始めて別家し。同業を營むことを得るものとす。爰に兩替商の手代別家して。同業を執りたる一例を擧けて其の沿革の大略を說くへし。」抑々兩替商の手代其の主人との約束に違はす。年數を勤め終る上は。其の主人より別家を許され。而して一店を開くに當り。其の主人の紹介を以て。仲間の行司に願出て。行司は勤め年數相違なきや否を問糺し。直に本人の印形を印形帳に差加へ來りしか。享保十一年其の手續を改め。主人より組合に通達し。組合より年數相違なき由を主人の願書に添へ。月行司の奥印を請ひ。每月寄合のとき。月行司同道にて願出て。行司は猶吟味を遂け。然る後に仲間の判形帳に差加ふることになりたり。」又別家若くは支配人にして。主家存亡に

關する事に就き。非常の勤勞あるものは。之を稱して【親類並】と云ひ。一統中最權力を有すものなり。此の親類並は主家祝慶等の事あるときは。客座席の下座に就き。諸親類と共に祝筵に與ることを得れとも。其の他の雇人は此の席に連ることを得す。尤親類並の稱を與ふるときは。主家親類之れか協議を遂くる等のことあり。而して此の稱を得たる者は。子孫に至るまて。其の取扱向は主家の客分たるか如し。」【番頭】は全く世間普通手代の上に位するものゝ稱とすれとも。店中重立ちたるものを唱ふる迄にして。公けなる名稱にあらす。凡支配人店頭に座するときは。支配人を指して番頭と喚ひ。支配人を置さる商店は。手代の上席なるものを以て番頭と呼ぶ。蓋一種の役名なり。故に二番々頭。三番々頭と云ふ類も。亦皆番頭の副員にして。其の補佐の地位に居れるものとす。」雇人に中年と云ふものあり。即元服したる後に。雇入れらるゝものにして。多くは一店重要の事務を擔任することを得す。是れ其の主人の信認に差等あるによれり。且同輩中に於ても。子育より成上れる者より。幾分か蔑視せらるゝか如き情あるを免れす。尤中年のものも。約束を踏みて勤め終る以上は。其の主人より暖簾を分與せらるゝの例たり。之を稱して暖簾下と云ふ。又子育にても。其の勤務中罪ありて。一旦放逐せられ。悔悟の上歸參したるものの等も。亦此の例に準し。資産を分たるゝことを得さるなり。都へて雇人中不都合の廉あるものは。之れに謹愼或は禁足を命し。又等級を降し。或は昇等の期を延はし。又所有品沒收。其の身放逐等の法あり。若し主家の放逐を受けたるものを他の同業商家に於て。使用せんとするときは。其の者の舊主家に問合せ。之か承諾を得て始めて雇人となすなり。然れども多くは之を使用せさるを以て常とす。德川幕府政を執るの日に於て。定めたる商家雇人の制度は。男女とも年季を十箇年と定め。之に超過することを得さらしむ。若し其の期を過るときは雙方共に入牢申付けるなり。又譜代に抱へたるものと雖。金銀を以て之を仕切るものは。人賣買同樣の法に據りて處斷す。而して町人の召使人は天鵝絨或は絹布の衿。絹布の帶及其の下帶等を用ふることを禁し。若し之に背くものあれは。直に入牢せしめ。其の主人へも過料申付けるなり。又六尺小者等二月二十日。八月二十日後は我儘に出替りすることを許さゝりしことあり。尤主人より之を命ずるは勝手たり。又町人家人と出入ありて目安を差出し。對決に及ふ時は。主從の禮を知らさるものとなし。家人に於て非理なるときは。之を入牢せしめ。然る後に其の主人の意に任す」云々とあり。我現行民法にありては。五年以上の契約を以て。何時にても解約し得るものと。商

工業見習の爲めにするものは。十年まで延長するを得とせり。又人の要たる者身體を拘束する契約を締結するは。夫の許可を要すとし。期限を定めたるときと雖も已むを得さる事由あるときは。直に解約するを許し。其事由が一方の過失によりて生したるときは。相手方に對して。損害賠償の責に任す」とせり。

子ムレイ　年禮。歲の始に。朝廷にて賀正の儀あり。これを朝賀また朝拜といふ。元日辰の時に。天皇太極殿に行幸ありて。行はせ給ふなり。群臣みな禮服を着して。さながら御即位の儀式に同し。奏賀奏瑞とは。去年の目出度嘉瑞とものあるを。國々より申せば。それを記して今日奏するなりと。公事根源に見えたり。それより小朝拜。元日節會等。つぎ〳〵に行はる。今も年始の參賀は。一月一日に行はるゝ所なり。また年始の禮は。貴賤士庶ともに。親族相識互に相往來して祝賀すること。古來よりのことなり。また玄關に至り手札をさし置き。或は門の禮帳とて。帳面筆硯を具へ置き。それに賀客みづから姓名を記載し行なと。古き風俗なり。近年は郵便にて。恭賀新年の端書は。東西に奔走せり。かゝることは獨邦俗のみにもあらず。善庵隨筆に。肩公見聞錄。及堅瓠集に。元旦拜レ年。明末淸初。用二古簡一。有二稱呼一。康熙中。則易二紅單一。書二某人拜賀一。素無二衣冠一逐々。大是可レ憎。不レ知レ起二於何時一。文衡山先生一絕。眞可レ撫レ掌也云。不レ求レ見レ面惟通レ謁。名刺朝來滿二敝廬一。我亦隨レ人投二數紙一。世情嫌レ簡不レ嫌レ虛といへる。我邦俗のなせる所にて。澆末の俗憎むへきは。固より論なしといへとも。簡なるまでにて。なほ年賀の禮は頗るありと思ひしに。癸辛雜識に載せる。節序交賀之禮。不レ能二親至一者。每以二束刺一僉二名於上一。使二一僕遍投一レ之。俗以爲レ常など。澆俗至らさる所なしとて。感心せしが。後に堯山堂外紀に。京師每二正旦一主人皆出賀。帷置二白紙簿竝筆硯於几上一。賀客至書二其名一。無二迎送一也。といへるを見て。澆薄のさま。今日の如きにまたも感せり」とあるにて知るへし。尙ほ。シムテムの部を見よ。

子ラヒガリ　照狩は。夏時鹿を獵するをいふ。照射(トモシ)。火串(ホグシ)なといひて。歌俳の題に四月の季とす。わくかせわ。獸狩。これみな獸狩にて。夏季也。ともしは鹿を射る也。闇なる山かけに篝を燒。或は小炬を串につけてさす。是を火串といふ。妻戀る鹿火影につきて寄り來り。牝牡目を見合。火にてらされて鹿の目きら〳〵とみゆるを的にして射取る也。歌にも見合す鹿とよめり。又さつ男のねらひともよみ。ますらをの待とはしらでともつられたり云々(俳諧歲時記)と見えたり。

子リイシ　煉石は。其始め詳かならず。今の煉瓦に等しきものなり。工藝志料に。日野資勝卿の寛永十五年の記の裏書に曰く。作石の事。石の粉一斗二升。土一斗。石灰一斗六升。右に鹽七升を水にてとき。右の三種を煉り合せ作るとあり。當時既に煉石の法あり。石工の煉石を作りしこと以て見るへし。工人法を傳へて今に至る」とあり。以て知るべし。

子リヌキ　練貫は。薄絹の練りたる者なり。羽倉考に云。練貫は練抜の借訓なるべし。凡絹の練ざるを生と云ひ。練たるを練と云ふ。然れとも練と云も。いまだ練抜ずして。地合の堅き物なるべし。當世の六位の袍。及直垂。布衣。熨斗目等の地合是歟。今も練と稱する物此類なり。是を猶練抜時は。今の羽二重なとに似たる地合となる。是練貫なるべし。御宿衣に練貫を用ふる事。禁秘御抄に見え(他にて宿衣と云は。衣冠の事なり。此條は然らず。寢衣の事と見えたり)。纔に練貫を用ふる事。諸裝束抄に見え。其外貫の小袖と云事。桃花蘂葉にあり。宿衣。纔。小袖等には。皆今の羽二重の如き滑り易き絹を用ふべき事也。且餝抄にふくさ裝束の事。練貫を染て著也と有も。當世熨斗目以外を。ふくさ小袖と云に合へる歟。」又貞丈雜記に。練の事新野問答云。綾絹等をねりたるを練となし。不レ練は生にて候。練貫は生の絲をたてにして。練たる絲をぬきとして。織たる絹を練貫と稱して。十六歲以上三十歲迄は。此小袖を束帶の下に用申候。練貫と申べきを。兒女子の類ひ。ねりと計略して申候にうつされて。人をにねりと計申候歟と存候云々。今世にねりと計云は。練貫の地の薄き也。貞丈按するに。餝抄下襲黃柳の條に云。仁安二正二。臨時客或秘記曰。尊者左大臣經宗黃柳下重。面薄黃如練色。裏濃黃打色云々。此文に據て考るに。練色は白くして。少薄黃を帶たる色也(略說に絹を練りたる白きまゝの色ともいひ。或は赤き色とも云は。出所なし。餝抄の文を證とすへし)。練薄物とは。經は生。緯は練。織やうは縠のごとく。もぢりて織る也と。西三條裝束抄に見たり(縠はこめおりの事なり)。とあるを以て其品質。及ひ其用途を了するに足るへし(キヌ參看)。

ノ之部

ノウ　能と云ふ物は。既に鎌倉の末の代比より始る歟(大森彥七か能興行の事。太平記に見たり)。東山殿の比より。彌盛になりて。古の猿樂の風變じたり。猿樂と云は。散樂の轉語也(轉語とは詞の移り變たる也)。さんがくを。さるがくとい

ひ違へたる也。散樂とは。正樂にあらさるを云ふ也。三代實錄に。內藏富繼。長尾米繼。伎善ニ散樂一。令ニ人大咲一とみえたり。古の猿樂は。人を笑はす事を。其藝とする也。今の狂言師は。古の猿樂の本體を藝とする也（古の猿樂は人を笑はする也。即散樂なり）。猿か舞始めしといひ。又正樂にあらざる故。猿の字を付るといふ說あれども用ふべからず。」【猿樂日吉太夫の事】庭訓往來の古抄に云。四座の內。今春はもと公家也。用明天皇の寵臣。秦河勝の子。氏安と云もの有。其の子に金衣。金春。満太郎とて三人有。金衣は跡絕てなし。金春は春日宮に仕ふ云々。弟満太郎は。金春と不和の儀ありて。江州に下り。山王の猿樂となり。日吉太夫と名乘り。一流となる。觀世。寶生といふは。兒にての名也。もと兄弟にて伊賀國服部殿の子也。故に名字を服部と名乘る。觀世衆も結崎といふは。伊賀國にある在名也。是を知行する故也。金剛も兒の時の名也。金剛房といひし。上野國小畑一黨也。坂戶衆と云は。大和の坂戶を知行するゆゑ也云々。」嬉遊笑覽云。猿樂はもと散樂の假字なり（散樂は莊子に散木とある散字の如く。散人散位の散も同意にて正體なき意なり）。三代實錄貞觀三年六月二十八日云々。有ニ雜伎散樂透撞呪擲云々之戲一とみえ。又同書陽成紀。元慶四年庚子秋七月二十九日辛巳晦。御ニ仁壽殿一覽ニ相撲一の條。右近衞內藏富繼。長尾米繼。善ニ散樂一令ニ人大笑一。所レ謂鳴滸人近レ之矣。その後村上天皇御製の散樂策にも。鳴滸來朝而有ニ解レ頤之觀一と書せ給ふ。恐らくは舊史の誤をうけて書せ玉へるにや。鳴滸人來朝の事はいかゞ。新猿樂記に猿樂之態。鳴滸之詞とあり。彼是ともに誤にて烏滸と書べし。後漢書南蠻傳に烏滸人とあり。是なるべし。源氏物語等のかな文には。散樂をさるかうといへり。故に江家次第には。散更とも書たり（後漢書南蠻傳。交趾之西。有ニ噉レ人國一。生首子。輙食レ之。謂ニ之宜第一。味旨則以遺ニ其君一。々喜而賞ニ其父一。取レ妻。美則讓ニ其兄一。今烏滸人是也）。後世にだうけと云是なり。だうけを道外と書は。假借の字なるべし。悔草にむさくさものといへば。だうけて面白きと云などいへり。だうけはおどけの訛言なり。おどけはおほどけの略なり。寬喜の頃より後猿樂衰へ。北條執權の末。京都將軍の初までは。田樂のみ世に聞えて。猿樂の沙汰はなかりしが。貞和五年に。四條の橋を渡さんとて。新座。本座の田樂。能くらべをせし時に。始めて日吉山王の示現なりとて。猿面を着せし猿樂を舞出せしと太平記に見えし。是より又田樂は衰へ。猿樂盛に行はる。その後さま〳〵の事作り添て。謠といひ能といふ事に成し。古雅なることはなく。散樂といひし時の殘ると見ゆることを更になし。是貞和以來作出せし故なるべし。職人盡歌合に。猿樂又曲舞まひといふもの〻歟。又判詞を見るに。今の狂言といふものぞ。貞和已前の猿樂といふものなるが如し。昔の猿樂。今の狂言に轉ぜし事ある歟（按に職人盡猿樂曲舞まひの歌。判詞ともに。古き散樂とおぼしき事も見えず。又猿樂の畫は。今の翁舞のすがたなり）。古き猿樂は今の狂言なるべきは。別に證を求むるにも及ばざるべし。」能といふ事も古くみゆ。西宮記。相撲條に。相撲了能優一番とあり。さるかう猿樂なとを云なり。さるを玉勝間に。是を引て。此能字音態なるべきに。のうといふは。昔より誤れるにやといへり。堪能の意をとれるものにて。誤とはいふべからず。番謠の能は。東山殿の頃より始れり。是は笑ふべきこともなければ。猿樂の意に背けり。今の猿樂。原は觀世。金春の兩座なりしが。近世盛に行はるゝから。觀世より寶生分れ。金春より金剛分れて。是を四座の猿樂といふ（處々の大社にすべて其座あるも。田樂より因循したるなるべし。伊勢には和屋。勝田。主同三座あり。加茂。住吉には本座。新座。法勝寺三座あり。春日には今行はるゝ處の四座なり。さて又江戶にて勸進能のこと。見聞集に江戶繁昌故勸進能每月怠ることなし。北條五代記に。諸大名の家に。一座の太夫役者を扶持して。怠ることなし。町には西は芝口。東は淺草口。兩所に舞臺を建置き。每月勸進能有て。諸人見物し。萬歲樂の遊舞に。壽命延年を喜びあへりと云り。盛んなることなり。」さて田樂は。もと田植の時農人の勞を慰め。其の業を勵まさん爲に。笛鼓を鳴らし。可咲事をもせし業なるに。後には田植ならさる時も。其眞似する事となり。彼支那傳來の散樂なる。一足高足など云。離れ業をも取交せて。貴賤共に翫び。衍盛に行はれ。殊に堀河院の永長元年には。大田樂と稱し。洛中の尊卑老少僧侶までも交りて社頭街路に立。異體の行裝人目を驚かし。善美を盡して舞たりし事。朝野羣載。古事談。百練抄。續世繼等に見ゆ（其文に據れは。後世盆踊と云もの〻行裝の如し）。此後終に一道の藝となり。法師のする業となり。其家を立て本座。新座なと座を分ちたり。北條高時はさら也。足利尊氏も。此伎を好みしかは。從來行ひたる中門口。立逢。刀玉。高足なとの藝の外に。舞の手を變し。古へ有し事を一曲の謠に綴りて。能藝と云事を新作し。又猿樂の體によりて。狂言をも作爲して行ふに至れり（其能の名目は。群書類從に收たる。文安田樂能記に悉し。足利氏の始の頃より。又一種の能藝。及狂言始りて之を猿樂と稱し。田樂の能に別てり。創業の人を結崎（又服部）治部清次と云。落髮して觀阿彌宗音と稱す。應永十三年。五十二歲にして歿す。其子左衞門大夫元清。落髮して世阿彌宗全と稱す。康正元年。八十三歲にて歿せり。此父子幾多の新曲を作爲し。樂器を考定めて。其道に堪能なりしか

は。終に家を起せり。世阿彌の子音阿彌(此頃より觀世と稱す)。其子又三郎。足利義政の寵を受け。一族門流の保生。金春。金剛等各座を分ちて。四座の猿樂と稱するに至れり。かゝれは猿樂は日々に盛にして。田樂は衰へ行。後には纔に神事にのみ用る事となりぬ。寛正五年善盛と云僧。鞍馬寺再興の爲。勸進の猿樂を催し。糺河原に棧敷を構へ。三日の間興行す。將軍を始。管領相伴衆以下供奉見物す。歸洛の度毎に管領家へ入御。猿樂を召て小袖脫あり(纏頭なり)。是れ勸進能の始也。應仁の亂後。爭鬪の際にて。永正年間粟田口に於て。太夫金春勸進猿樂を行し事あれは。士民猶之れを翫し歟。豐臣秀吉甚た此伎を好み。新曲を作りて。自らも舞はれしかば。大名御家人と云人々も。自ら習練せしにより此の藝再び昌えて。近世に至れり。」猿樂の沿革大畧かくの如し。かゝれは。往古支那の散樂を傳へたるが。彼俳優の所行なる。嗚滸の態を專ら交へたるにより。散字の音通と。猿の人眞似する義なとに取て。猿樂と物に書て。都鄙の人の翫び業なりしに。中頃田樂に移り。一道の藝となりてより。終に舞曲を變したる。能藝と云者を交へたり。觀世の祖に及び。田樂の中なる能を採て。更に練磨の功を加へ。新に謠曲と狂言とを作り。古きに據て猿樂と稱し。其藝行はれて。世に竝ふ者无きに至れる也(古への散樂の餘波は。纔に田樂に見る可く。俳優の態は。狂言に殘れり)。また小杉榲邨云。猿樂と云者の性質は。屋代の猿樂考に說ける如く。實に一時の戲れに出て。後にニハカと云ふ態の如きものなることは間然すへき所なしといへとも。たゝ其の一時のニハカの態を指すのみにあらす。更に廣く俳優田樂の類の雜伎を取。すべて猿樂と稱せしヿは。史類上に於て屢〻之を見る所なり。然れとも今時の能藝の態にあらさるヿと。今の狂言の體裁は。固有猿樂の餘流なるヿとは。みな屋代の說の如し。蓋し田樂の一派に延年舞と云ふものあり。此態たるや。新猿樂記及び明衡往來(四月條)なとに云ふ所の。斷腸解頤の滑稽狀にあらす。大かた兒童をして之を舞はしむ。故に兒延年の稱もありき。是れ今の能藝と變態せる起源なり。」東鑑文治四年十月二十日條云。景能此間於ニ鶴岡馬場邊一構ニ小屋一(中畧)。其庭上多栽レ樹。各紅葉盛而如レ錦。太催レ興之由。依レ令レ申レ之。二品入ニ御彼所一。若宮別當參會。御酒宴之間。兒童及ニ延年一云々。また建曆二年十一月十四日條云。去八日綺合事。貢方獻レ所レ課(中畧)。各郢藝盡レ曲。此上堪レ藝若少之類。及ニ延年一云々とみえ。明月記寛喜三年七月十七日條云。朝天遠晴夜月明。今夕殿下若宮(相門御座)。又渡ニ吉水一給。宰相御供云々。山門衆徒遊宴(稱ニ延年一)。此若君有ニ見物之志一由。有ニ御好一。衆徒聞レ之。於ニ吉水一令レ舞レ之云々。

また圓光大師行狀云。後白河法皇。如法經の御時。山門にて延年種々の藝を施す。異形裝束に大抵此塲方十三間はかり。芝を疊みて緣とす。承仕等の者。甲冑を帶し。異形の小童に床机を持せ來て腰かけ。芝居を圍む。中に狩衣着たる兒をならへ。其の中央にして舞ふなり。其の藝さま〳〵あり。猿樂は佳例延年の法也とも見え。其他太平記にも散見せり。又興福寺延年舞式と云ものゝ一卷あり。披露詞を擧て。次に此披露詞者。康正之遷宮之時。興福寺清淨院光胤專信房僧都草レ之畢云々。とあり。また天野か鹽尻に。南都興福寺維摩會絕えず行はれ侍る。一乘院。大乘院の貫主。一代ごとに。一度大會とて被行ける。九月二十二日より初り。同二十八日に故障なく終り侍りし。勅使は柳原家と聞えし(關東より如例米一千石を參らせられし)。二十九日。夜に入て延年あり。見物の貴賤群集しけるとぞ。其のあらましを書て。或る僧より贈り侍りとありて。延年次第色目なとを書つられたり。孰れも本書に就て見るへし。曾て故人黑川春村に遇て。談猿樂の事に及ふ。同氏謂へらく。今時の能と狂言とのヿは。後醍醐天皇の頃ほひ。田樂法師の徒。兒童輩に新製の藝能を學はせ。田樂の間に之を取交へて。盛にものせさせたり。元來延年舞と云ものあり。神事にも酒宴にも用ひるを。田樂の徒既く之を修練したりき。此舞の根據する所を稽ふるに。神功紀九年條に見えたる。審神者(サニハ)と云ふものより起りけむと覺ゆ。かの猿樂の式三番も。其もと一つなめりと。粗思ひよれる徵はたあり。然るをかの兒童輩に學はせたりしは。此延年に基きたるか故に。兒延年とも之を稱せり(これ今の能の權輿ならん)。又固有の田樂の內に。今時狂言と云ふものゝ態もありしを以て。之を思へは。狂言と云ものぞ。やゝ古きに似たれとも。猶其態に於ける少しく變轉無しとも思はれされは。必竟其前後を定め難し。蓋し今の如く能役者と狂言師と。區域相別れしは。室町三代將軍家以後の事なり。すへて猿樂家の傳說と云もの。みな誣妄を免れす。たゝ觀世世阿彌の傳說を。其男某か書留しと云ふ。世子六十以後猿樂談義と題せるものゝみ。他の舊記に符合せる本說あり。さてかの延年も後世やう〳〵に廢れて。其名のみ僅に興福寺。及び日光山の御神事。又筑前宗像神社。安藝嚴島神社なとに存したれども。其舞曲如何を知るに由なし。身延山に兒舞と云ふものあるは。兒延年の餘流なるへし。又延年舞式の曲名に。白拍子連事なと云ものあり。白拍子は昔の舞妓之をまなび。連事はシハラクノツラ子と號して。今なほ劇塲の俳優に遺れり。余猿樂の沿革考を物せんと欲して。其料に充る所の抄錄のみにても二十册許あり。實に一朝夕の談にあらすと語りき。爾來考證の成否如何を知らす。能く聞たゝ

ノウ

ノウ

さまほしきをなり(なほ延年舞張行のを。看聞御記。醍醐三寶院滿濟准后日記。大乘院日記など。みな永享六年條下に見え。蔭涼軒季瓊日錄。蜷川親元日記など。寛正六年條下に見えたれども。うるさければ引用せず。他書にもなほ有へし)。榲邨按するに。今時の能藝の權輿する所。實に春村の說に從ふへしといへども。既に東鑑に見延年見えたれば。後醍醐天皇の頃新製の能藝を。兒童に學ばせといひしは其の頃大に行れしを。させるなるへし。退て之を沈思するに。たゝに延年舞の一派のみならす。白拍子と云ふものよりも來り。松拍(マツバヤシ)と云ものよりも。變せしをならん。其白拍子の餘風あるは。人みな能く知る所なれとも。應永の頃ほひ。專ら盛に行はれし松拍と云ものあり。其所作たる。固有の田樂猿樂の態に異りて。新趣を競ひ之を施せり。然るに年々華奢に赴き。頗る美麗を爭ひしか。義政將軍の頃に至て。猿樂に折衷し。益古朴を棄て。新奇に出しものと見えたり(看聞御記。應永二十三年正月七日條云。抑今夜地下(山村木守)。風流之松拍參。次殿原(田向庭田靑侍御所持石立參)。松拍參。賜レ捶退出。其後經良卿長資朝臣。彼松拍召具歸參(中略)。同十一日條云。自レ京松拍參。猿樂等亂舞。其興不レ少。捶を賜則飮レ之。令二亂舞一。祿物扇等賜レ之(中略)。十五日條云。地下村々松拍參。先山村(木守寺の人供行者等)。種々風流摸二舞樂一。參向之儀有二其興一云々。同二十六年正月十一日條云。入レ夜地下殿原松拍參。種々異形物學。其興不レ少。同二十七年正月十五日條云。地下村々松拍參。先石井風流(車一兩カブ木をつむ。以二疊子一裹之大持引く體なり)。次山村(毛車金蘭疊子張レ之官人拜賀僮僕雜色以下整二其儀一又布袋大黑夷毘舍門等又番匠棟上之體種々作レ之)。次舟津(ヤフサメの體鶴龜舞)。種々風流例年に超過。其興無レ極云々(榲邨云。此御記に松拍のを。最めつらかにおほえ給ふ如き。御筆つきに。應永以下所々に記載したまへり)。また薩戒記。永享元年正月十三日條云。傳聞今日武士赤松左京大夫入道。郎等風流參入。左典廐殿。裁二着綾羅錦繡一。其費不レ可二勝計一云々。また滿濟准后日記。永享元年正月十三日條云。今日赤松左京大夫。松はやし令二沙汰一。御所へ參申候。仍可レ令二見物一之由。一昨日被二仰下一。不レ及二歸坊一。直に寢殿中門廊之棧敷へ參畢(中略)。松ばやし午半許歟。御前へ參申也。種々物驚レ目畢。希有事共珍事云云。此松はやし事。鹿苑院殿御幼少(六歲時歟)に。播州へ御下向。爲二慰申一。內者共寄合。令二風流一候。其以來今日(十三日)爲二佳例一赤松亭にて。年々松はやし令二沙汰一來也。當年御所へ被レ召事。鹿苑院殿御佳例に依て。被二仰出一候。松はやし悉皆十鼻也。以外大儀歟云々。また看聞御記。永享四年正月十三日條云。抑今日室町殿。大名松拍參。此一兩年被二停止一。雖レ然新造御所。殊更可レ參之由。面々所望云々。今日赤松一黨參。風流結構如レ例。畠山(前管領)。一色等又可レ參云々。また滿濟准后日記。永享四年正月十九日條云。依レ雨今日一色松奏延引了。同二十二日條云。將軍渡二御寺一云々。今日松奏一色修理大夫申沙汰。午終松奏參申了。一色自身持二太刀一奉行。子息兵部少輔打二大鼓一。二男打二小鼓一。一色左京大夫(總領弟)息五郎。於二舞臺一舞了。先には悉く內の若黨共許也。自身大名沙汰。當年始也。嚴重無二申計一云々。なほ季瓊日錄にも所々に見ゆ。」按するに。日次紀事に。公武兩家有二松拍子一倭俗正月三日。至二十五日一。唱謠或爲二鼓舞一祝レ之。稱二松拍子一と見えたりと云ひ。今も肥後國菊池郡隈府に行ふ所の松囃と云ふ者も。全く能藝の鄙びたるものゝ如しといひ。かの德川家にて御謠初と云ものゝ一名を。松はしとも云りと云ひ。是等を徵として。うちまかせて松の內のはやしと云ふを畧稱せりと。思へる人多けれとも然らす。最初赤松家の風流なりしも。漸く他郷にはやり行はれて。遂に地下の松拍。殿原の松拍。大名の松拍なと名稱するに至りしと思ふへし(强ていはゝ。赤松はやしを畧呼せしにはあらさるか)。されとも松の內の能こ或は囃を云に混雜せしの故を以て。却て此松拍を能藝に折衷せりと云。傍證とするに足らん。慈照院殿年中行事云。正月十四日入レ夜亦雨上樣出二御西向松御庭一。かゞりにて松囃(觀世役レ之)從二簾中一上覽。然後於二同所南方一。有二猿樂十番一(觀世役レ之)とあり。其もと能藝に區別ありしは。摸二舞樂一云々。異形物學云々。車にカブ木をつむ云々。大持引く體なり云々。毛車官人拜賀云々。布袋。大黑。夷。毘沙門等云々作レ之なといひ。或は鹿苑院御幼少に。赤松內の者。風流せしむるより起れりと云をを見ば。即ち知らん。蓋し其頃盛に行はれて。造り物の假飾に金襴純子を用ひ。裝束に綾羅錦繡を裁して。其費不可二勝計一といへる。全く今時の能藝の體裁なるのみならす。一色自身持二太刀一。子息打二大鼓一。二男打二小鼓一。左京大夫息於二舞臺一舞了。先には悉く內の若黨計也。自身大名沙汰當年始也といへる。地下殿原大名の松拍ともに。大に華奢を極め。殆と今の能藝に似たるを思ふへし。是に據て之を見れば。其嚴重無二申計一といへる態。即ち能藝に混同し。福或は番匠。又は大持を引くなとの態。即ち固有の狂言に混同せし者ならん。況んや慈照院殿の代。猿樂師觀世に之を兼役せしめしからに。いよ／＼彼我の別なくなりしなる可し。既に宗五大雙紙にも。松はやしを謂て。猿樂ひとつ物とせるか如し。」又按するに。多武峯樣と云ふ一藝あり(白石先生俳優考に詳ならずといはれし所のものなり)。其のもと猿樂。田樂の間に在て。一種別立せりしも。後又今時の能藝に

ノウ

混同す。建内記云。毎年於二多武峯一神事。猿樂之體也云々。或着二甲冑一。指二刀劍一。或乘レ馬出二舞臺一。

藝能事

左觀世　十郎也

綾織　義經乘馬出舞臺

一谷先陣　秦始皇

梶原

三郎也

かくの如く番組も見えたり。また蜷川親元日記云。寛正六年九月二十五日。於二御所一猿樂四座立合。多武峯樣能在レ之。馬鎧用レ之とみえ。また季瓊日錄。長享二年九月晦日條云。新三郎來。來日越二和州一。來月多武峯能也。先於二和州一習有レ之（楹邨云。新三郎は觀世新三郎なり）なとも見えたり。これ即ち變態沿革の一二なり。寛正五年三月。糺河原勸進猿樂の番組を見るに。現今の曲名と異ることなければ。其所作はた義政將軍家の後は。决して變態なかるへし。されは今の能藝は。其曲態によりて。延年あり。白拍子あり。或は固有の田樂能を傳ふるあり。松拍の變態あり。又多武峯樣ありて。義滿將軍の頃より。義政將軍の頃までに。漸次集合して。現今の一體を成せるものなること。いよ〱信して疑はす（狂言は固有猿樂の餘風を存して今に變態少きは其體を見て明かなり）。因て其記錄家乘の所見を列叙し。試に猿樂沿革補遺を作る。因に云。今の謠曲は。郢曲一轉して宴曲と云うたひものとなり。其宴曲又轉して謠曲となる。宴曲の唱歌は。正安の宴曲集。また究百集あり。嘉元の拾菓集あり。正和の拾菓抄あり。文保の玉林苑あり。本書に就て之を覺るへし。」以上の說々重複を厭はす載せたり。中に就て考ふるに屋代氏の猿樂考に。古に謂ゆる俳優。また猿樂と云しは。音樂と舞曲と具はれる事にはあらす。一時の戲にて。俗に爾波加（ニハカ）といふ事の如く。今行はるゝ猿樂の相狂言といふ物。その流れなるべしといへるは。可然の說なり。それを猿樂といふは。谷川士清の說に。猿樂者。猿女氏所二相傳一之樂也といへり。猿女氏は。天字受賣命の裔にて。その氏に傳ふる樂なれば。猿女樂といふを省きて。猿樂とはいひしならむ。しかるに。江家次第。三代實錄。本朝文粹等に。散樂と書り。且江家次第の自注に。散樂者猿樂也ともあり。此散樂の文字は。周禮（既に上に出つ）より出たる名にて。かしこに。一種の俗樂をいふ名にて。此方の俳優に似より。且つ音もサンガク。サルガクと。相近ければ。それを假り用ひて。書きたる物なり（尙平田氏の玉襷。橘氏の神樂入綾等見るべし）。然れば。猿樂は散樂の轉語なり。或は音通なりといひ。又かの國の散樂を移し傳へしなといふは。いかにぞや覺ゆる。さて前にも云へることく。今いふ猿樂は。神樂の猿樂とは格別のものにて。相狂言のかたは。却て眞の猿樂に似たる事。屋代氏の說のことし。今の猿樂といふは。足利氏の始より興りて。その時代盛に行れし事。前に引る貞丈雜記。其外の書にいへるか如し。

【狂言】嬉遊笑覽云。大藏は。猿樂狂言の本家といふべし。堺鑑に。釣狐寺。南莊寺。小林寺塔頭。永德年中に。耕雲菴といふあり。其住僧伯藏主といへり。鎭守の稻荷明神を信仰して。毎に法施不レ怠。或時神感應ありて。森の中に三足の野狐あり。抱歸て養愛す。此狐に靈有。逢隨仕用追二賊難一事あり。其孫々三足にして。今に至て寺內に住居す。稻荷靈驗新なり。世に云傳ふ。釣狐の狂言。又吼噦ともいへり。此寺より起れり云々。其時大藏某狂言に作りしを。彼狐感じ。老翁に化して狂言を見て。猗野狐の骨髓動（ハタラキ）を口傳せしとなり。誠に狂言綺語とは云ながら。道に達しぬれば。如是奇特有とにや。尤家の大事とする狂言なり。こはまことに俗說なるべし。大藏彌左衞門虎明が昔物語（慶安四年の記也）。予が家は狂言の根元なり云々。鷺は本名字長命なり。今の長命次郎大夫は。祖父の子かたになりて。名字をもろふ。鷺といへば。仁右衞門親攝津國磯島といふ在所に住し。生れ付首長くして。水邊に住ほどにとて。異名に付し名なり。仁右衞門親は。下手にてわかくて親にはなれしを（仁右衞門を云なるべし）三之丞（伯父なり）取立しと。近き頃迄人の知りしとなり。それを我家などゝ云むは。かたはらいたきとなりと。次郎大夫度々申されし。我又今の次郎大夫を。仁右衞門親かたと云れしを。直談に聞し。されど鷺の名字。四座になし。是れ今人の知たる事なれども。世へだゝりて知る人あらじ。又云。鷺の笛。狂言。神樂。同かつこ。笛の習といひならはせども。鷺は能に有て。狂言には舞なし。然るを仁右衞門親鷺舞をまひしとて。それより鷺といふと。知らぬものはいへど。さにはあらす。前にいふごとく。さやうの名をとるべき人にてはなし云々あり。其の外家のとをさま〲いひたれ共。釣狐などの事。さたもなきは。世に傳ふる妄說とみえたり。狐の猿樂古くもありと見えて。新猿樂記に。氷上專當之取袴。下文に專の字タウメと訓り。こゝは當字。恐くは女字の誤。こは狐が氷をわたる學びなるべし（キヤウゲム參看）。【能の樂器】は四種あり。謠の部にも記したるが。各々先祖の出身其他の緣故に依りて。各座に專屬するの傾あり。大和田建樹の謠と能に曰く。【大鼓】

は大藏流○威德流○三郎右衞門流○市郎兵衞流○高安流○葛野流○石井流あり○【小鼓】は觀世流○宮增流○幸流○大倉流あり○【太鼓】は觀世流○似我流○金春流あり○他の樂器は何れの能にも要すれども○太鼓は能によりて要せざることあり○【笛】は一噌流○森田流○春日（シュンニチ）流○長命流○貞光流あり○四種の囃子方は能一番毎に樂屋より橋掛りの羽目の方を通りて舞臺に出でゝ並ぶなり○一に笛○二に小鼓○三に大鼓○四に太鼓にして○能により脇鼓とて鼓二人出づることあり○小鼓と大鼓は床几に掛り○他は下に着座す○但し御前掛とて貴人の前にて演する時は悉く着座す○狂言にもアシラヒと稱へて○樂器を要することあり○其時は前番の能の囃子方引かずして舞臺に居殘り○アシラヒを勤む○」【一調一管】とは○大小鼓と太鼓とには一調とて他の拍子と合はさず○唯獨りで打つ事あり○笛にも一管とて獨吹する事あり○もとより能の間にする事にはあらず○別に唯これのみを聞かせんとする事なれば○打つ人も吹く人も通常の手より外に曲技を奏するなり○されば一調一管に限りて○謡これが主たらずして○打物○吹物これが主となり○坐する時も打つ人吹く人は正面に向き○謡ふ人は斜に目附柱に向く○大鼓の一調には○八島の切○笠の段○勸進帳などの類○小鼓にては○玉の段○松虫○放下僧の類○太鼓にては春日龍神○杜若○金札の類○笛にては玉葛○江口の類あり○云々と見えたり○【作り物】舞臺に持ち出だして据え置く道具立てを作物と云ふ○山○宮○屋臺○庵○藁屋○牢屋○半蔀○欒○石○東○井筒○鳥居○片折戶○兩燈臺○植木○鏡臺○太鼓臺○鐘○鐘樓○砧○矢臺○供物棚○立木○舟等是なり○【小道具】役者の手に携ふる小道具を云ふ○其の品々は煩はしければ○省く○【面】メムの條に出す○【裝束】謡と能に委しければ省く○【舞臺】能を舞ふ場所を舞臺といふ○古の舞臺の圖○近代世事談○猿樂傳記などに圖あり○棧敷舞臺樂屋は屋根ありて他は土間なり○見物人は周圍にありて○中央は空地と見ゆ○橋掛りは眞直に舞臺の後方へ付けたり○後之を改めて斜に造る○謡と能に云○正式の寸法三間四方にして○之に橋掛を附けたり（上圖參看）○イの柱はシテ柱と稱ふ○シテのおもに所作をなす起點とも休點とも終點ともなるところなり○」ロの柱は目附柱と稱て○シテの所作を爲すに○月を見るとか雲を見るとかいふ形をあらはす時を始とし○すべてシテの目的として眼を注ぐために使ふ場所なり○」ハの柱はワキ柱とも大臣柱とも稱へて○ワキの常に着席するところなり○」ニの柱は笛柱と稱ふ○笛吹の着席する所故に此名あり○道成寺の鐘を釣る綱などは此柱にて控へおくなり○」ホは切戶と稱へて○地謡○後見などの常に出入する口とす○」ヘは舞臺のうしろを仕切りたる板にて○之を鏡板と稱ふ○松を畫くが正式なり○」トは裏板とも羽目とも稱ふ○橋掛りの左手にあたる○樂屋の境なり○」チは橋掛の前面にして欄干あり○」リは一の松と稱ふ○シテの橋掛にて謡ひ出だすは多く之を目あてとするなり○」ヌは二の松ルは三の松と稱ふ○」ヲは橫板と稱ふ○舞臺は竪に板を置きたれど○此所は橫にしたればなり○」ワは後見座と稱ふ○後見の着席する所なればなり○其の左なる柱（正面より見て）を狂言柱といふ○間の役なる狂言師の着座する所なればなり○」カは笛の席○ヨは小鼓の席○タは大鼓の席○レは太鼓の席○ソツ子ナラムウ井等は地謡（但し翁舞の時には囃子方の後に列す）の席なり○」ノは正面にして○オは着席したるワキ

今の舞臺

武家雛形に記す處○舞臺の間口三間二尺四寸（二尺四寸は地の座にする爲廣くせしなり）○奥行三間○橫板の奥行九尺なり○

古の舞臺

ノウ

を正面に見るところなれば。脇正面といひ。又は横正面ともいふ。」クは上幕にて幕の中を鏡の間といふ。シテの出る時に姿を寫し見る鏡を置きたる處なればなり。」

【役者】は謠と能に云く。役者は一にシテ。二にワキ。三にシテヅレ。四にワキヅレ。五に子方。六にアヒなり。是等の役者はおの〳〵分業して專門をなし。互に相犯し相助くる事あらず。尤もシテとシテヅレとは兼業し。ワキとワキヅレとは兼業する事あれども。シテは太夫ともいふ。其の一番の主人公たる役なり。一番の內始終一人一體なるものあり。一人なれども中入して裝束を替へ二體となるもあり。又は前と後と別人をあらはす事もあり。二度いづるをば前を前ジテ後を後ジテと云。」シテたるべき資格を有するものは。德川時代にありては五座の家元即ち觀世。寶生。金春。金剛。喜多の諸太夫なりき。」ワキはシテの相手役にして。シテを主人公とすればワキは賓客たるの地位に立つ役なり。是にも普通のワキと貴重すべきワキとの別あり。概してシテに比べて質素なる裝束を主とするなり。而してワキは決して面を用ふる事なく。又女體なるは一人もあらず。」ワキの無き能もあり。橋辨慶。小袖曾我。夜討曾我の類なり。正尊の辨慶を金剛流にてはシテの役と爲したるは。適當のワキを得ざりし時などにや始りけん。」シテヅレはシテに附屬したる助役なり。シテを主とすればツレは從たる役なり。是にも輕重ありて。殆どシテと同資格を有し。或時は兩ジテとも呼ばるゝものあり。左までには無くとも一役として貴重せらるゝあり。或は從者となり立竝ぶ人數に加はるまでのものあり。甲をトモと呼び。乙を立衆と呼ぶ。」ワキヅレはワキに附屬したる助役なり。是にも輕重ある事シテヅレに同じ。」子方は子供のする役をいふ。是に三種あり。其一は子供として作りたる役なれば用るもの。其二は其物を神聖にせんが爲。若くは哀れ深く感ぜしめんが爲。殊更に作意以外に子供ならしむるもの。其三は大人にてもすれども。或時は子供なるが愛らしとて之を用るものこれなり。」アヒは狂言方の役にして二種あり。其一はシテ若くはワキのアシラヒをなして演ずるもの。其二はシテの中入したる間を中絶せざらしめんとて取持つもの是なり。アヒにてもワキと共に貴重せられて一役となり。番組にも特筆せらるゝ者あり。道成寺。石橋。望月の類是なり。」以上述たるは役々の說明なれども。能によりてはシテとワキとのみなるもあり。又は役役盡く具備したるもありて一樣ならざるは勿論なり。

【謠初】ウの部に出でたる如く。舊幕府の頃には柳營及諸侯にも夫々の儀式あり。これが濟ぬ內は。何くにても小謠をうたふ事さへならぬなどの習慣までも立られたり。」謠と能に云。謠初の式は。足利氏の時。正月四日御庭にて觀世一曲を謠ひ。時服を賜しと云に其端をおこし。豐臣氏の頃は正月二日に之を行ひしが。德川氏に至ては三日を以て永世不變の定日と定られぬ。當日酉の上刻將軍本丸の大廣間に出坐し。三家。溜詰。國主。外様の大名。譜代の面々。萬石以上以下。布衣以上の役人。皆熨斗目上下にて出仕し。將軍より御盃を賜ふ處に。觀。寶。今。喜（觀今二流は每年。寶喜二流は隔年）の太夫を初め。脇師。狂言師。囃子方。地謠の諸役者。各々素袍侍烏帽子にて三の間の縁側に伺候し。將軍の御盃に三獻つぐを相圖に。觀世太夫平伏の儘にて「四海波」の小謠をうたふ。夫より老松。東北。高砂の囃子三番あり。畢りて白綾紅裏の時服を三人の太夫に賜ひ。他の役者には折紙を賜ふ。茲に於て太夫は御前にて賜たる時服を素袍の上に着し。三人相舞に弓矢の立合を舞なり。」その文句は。

シテ「釋尊は〳〵。地「大悲の弓に。智惠の矢をつまよりて。三どくの眠をおどろかし。愛染明王は弓矢をもつて。陰陽の姿をあらはせり。されば五大明王の文珠は。養由と現じて。根首蛇を取つて弓を作り。眼睛を化せしめて矢となせり。又我朝の神功皇后は。西都の逆臣を退け。民堯舜の榮えなり。應神天皇八幡大菩薩。水上清き石清水。ながれの末こそ久しけれ。

此弓矢立合の曲は。幕府の謠初式と奈良春日の薪能とに限ることなるが。春日にては「釋尊は」の前に。なほ謠本半枚あまりの文句あり。さて右舞ひ終りて。將軍みづから肩衣を脫ぎ。之を座首なる觀世太夫に投げ與ふ。是より三家以下の諸大名。みな一同に肩衣を脫ぎて太夫に賜ひ。太夫は翌日之れを其屋敷に持參して目錄と引替ふるなれば。太夫一年の富は。ほとんど正月三日にて定まる程なりしといふ。

【薪能】タの部に出せり。

【御能拜見】謠と能に云。德川家にて能を典禮に用ひしは。先づ御大禮に五日の定め也。則ち將軍宣下。官位昇進。代替。婚禮。徙移。誕生等の祝として催さるゝ者是れなり。之に次ては勅使東下の時。公卿御馳走と稱して一日。德川氏代々の大法事すみたる後。御法事濟と稱して四日行はるゝ事なり。以上儀式的能にして。本丸大廣間の南庭なる舞臺に於て執行せらるゝ故。之を御表能と稱ふ。何れも翁附禮脇にて。當日出勤の役者は。樂屋にある時は廂上下。舞臺に出る時は（當夜の外）素袍を着用し。嚴然肅然威儀侵す可らざる有様なりき。」御大禮能の內。將軍宣下。婚禮等の祝賀には。參向の公卿を始め。諸大名。諸役人に見物を許さるゝ事なりしが。中に一日

は江戶八百八町の町人には拜觀を申付けらるゝ事あり。之を町入能と云。當日は先づ拜觀の町人を二に分つて。午前の分と午後の分となし。午前の分は各町名主各〻相引連れて。前夜より大手。桔梗の兩門外に押寄せ。皆夫々に町名を筆太に記したる高張提灯を揭げて其場々々に陣を取り。酒肴など携へ行て飮食しつゝ夜の明くるを待つ有樣は。火事場の樣にもあり陣營の樣にもありと。當時を見たる人は語りぬ。」扨も當日は立錐の地をも餘さぬ混雜なれば。通常の上下を着用しては迚もたまるまじと。皆々古上下に紙の膏藥を張り。或は紙製の肩衣にふざけたる紋など書き散らすもありて。之に繩の襷を懸けいくら押されても揉まれても何のそのと云出立ちにて。夜明け門開くれば。どや〳〵と城中に亂入し。玄關前にて傘一本つゝ渡さるゝを例とす。是は昔し町入能の日。俄に雨降出でたる事ありて。下賜せられしが起原なりと言ひ傳へたり。」斯て舞臺を斜に見て。脇正面の廣庭白砂の上に。押合へしあひ重なり〳〵詰め込む樣は。恰かも重箱の中に豆抔入れたるが如し。此日に限りて。如何なる惡口雜言をなし。無禮の振舞をしても咎められぬ事なれば。天下晴れての徒らは今日こそすべけれとて。將軍の簾が上れば口々に。日本一。親玉。大將。えらいぞ抔叫び。役人とし見れば。判官樣。頭賴むぜ。と怒鳴り。幕揚り能始れば。成田屋。天神樣抔と冷かし。又或時は持參せし蜜柑の皮や鮨飯の笹葉の投合を始る抔。亂暴書生の親睦會にも見る可らざる振舞をなせども。叱られぬのみか。將軍は之を見て打ち興ぜらるゝが當日の特色なりき。」斯て能二番。狂言二番すめば中入になりて。將軍も御簾を下して奧に入り。午前の組は辨當。菓子。酒を賜りて出で。午後の組代りて入り來る也。辨當は握飯。梅干。漬物にて。菓子は饅頭。羊羹。今坂餅の類。酒は二合づゝ錫の瓶子に入れたるを。下さるゝ事なるが。或は辨當に當るもあり。餅。酒を得るもありて。其時の混雜は又更に一層甚だしき者なりしと云ふ。」午後の組の騷ぎも前に異る處なく。其歸りは夜に入る事とて。町々より數百の提灯を照らして門外まで迎に來ることなれば。再び玆に火事場めきたる混雜を現出して。目ざましきこと譬ふるに物なかりしとぞ」とあり。

【勸進能】謠と能に云く。德川氏は觀世を以て家の流儀と立て。觀世太夫を以て能役者の首座と定められしかば。太夫はいふに及ばず。その一流の權勢なか〳〵盛なりき。されば江戶にて勸進能の興行は。觀世太夫のみ一代一回づゝ爲し得るの權力を有し。幸橋外いまの櫻田學校のあたりにて。晴天十日を限り願ひ出でゝ催したり。」その願濟となるや。町奉行は八百八町に觸を出だし。間口一間につき銀一匁づゝ取

立て。又大名は一萬石につき銀一枚の割にて之を出だし。以て其舞臺樂屋棧敷等一切の小屋掛をなすの費用に充てしむ。是れを見ても其待遇の特別なりしを知るべし。」よりて其答禮として大名には棧敷を設け。町人には切符を配りて之を請待せり。大名は他の芝居見物に行く能はざれども。勸進能は公然と之を參觀し。その奧方姬君の如きも。御簾なしに見物せらるゝは勸進能のみなりしといふ。番組は日々太鼓を打ちて之を町々に賣りあるく事。今日の相撲の如し。之れを勸進太鼓といへり。」かくの如く江戶の勸進能は觀世太夫の專有權に歸しゐたりしに。十五代將軍家慶は深く能を好み。寶生彌五郎(今の九郎の實父)を師として擧ばれしかば。寶生流一時に勃興して。權勢まさに觀世を凌がんとするばかりなりしが。是の時に乘じ寶生太夫は願ひ出でゝ。遂に名譽ある勸進能を興行せり。時に弘化四年。外神田加賀町(今の講武所の邊)の地に於てせしが。其時の景況は故南新二翁の大和新聞に揭げたる記事いと詳なれば。いさゝかこゝに抄出せん。」曰く。舞臺。樂屋。見物所等の構造は餘程念の入りしものにて。御本丸の舞臺を擬造せしといふは左もあるべし。橋がゝりの長さ。總檜木造りなる等すべてよく似て居たり。正面。脇正面及び地謠座のうしろ等。遠く隔てゝ折り廻して。上下の棧敷は劇場の如く。中央に一際高く御簾を垂れしは。將軍の見物し給ふべき設けなり。棧敷は一間每に疊三疊を敷きたり。それより前は一面の平場にて。こゝへも一面に疊を敷き込み。雨障子を掛けたれど。雨天には興行なし。樂屋は狂言。笛。大小鼓。太鼓。太夫。弟子中まで。家々に區別して廊下づたひにて往來をしたり。酒。茶。菓子。辨當。菓物の中賣あり。入口所々に矢車の幕を揭げ。辻番の如き所ありて。突棒さすまた袖搦等をいかめしく建てならべて。非常を戒めたり。表には案內所の茶屋もあり。大袈裟なる見せものの如くなれど。木戶を這入れば頗る權威ありて。町人などは酒に醉ひでもしたならば縛りもしさうなる體なりと。」その前年九月。江戶の繁華なる辻々に揭示して。來申年二月於筋違橋御門外明地寶生太夫勸進能有之候間。望の者は可致見物者也。といへり。以て其權勢おもふべし。勸進能は寬正五年四月京都糺河原に於て。觀世氏の祖音阿彌が法印善成の依賴によりて興行し。東山公も御覽ありたるが初なり。勸進とは何事にまれ。勸め進らするといふこと也。夫よりして佛徒が堂塔。佛像など創建また修復等の爲めに。信者に勸めて錢財を出さしむるを云ひ。また能。相撲を興行するを勸進といふも。これより出しといへり。雍州府志云。凡稱二勸進能一者。中古以來。沙門堂塔建立時。構二芝居一。必倩二觀世大夫一。而催二猿樂一。其始北山鞍馬寺

有レ僧。號ニ靑松院法印善成一。自ニ慈照院義政公一至ニ普廣院義輝公一。世壽保ニ一百歲一。斯僧爲レ再ニ興鞍馬寺一。請ニ觀世太夫一。而於ニ只洲河原一催レ之。是勸進能之始也。勸進。勸レ人使レ赴レ善之謂也。中世以來。爲ニ佛神供給一請ニ米錢一。是亦謂ニ勸進一。如レ今專爲下乞ニ取諸物一之義上也。倭俗沙門稱レ聖。凡能未レ始。數日以前。揚ニ籍於洛中取々。十字街頭之門柱一。其板面。記下何月何日。觀世太夫殿於ニ其處一有ニ勸進能一。有ニ一覽念望之人一。則須中來見上。終有ニ年號月日一。其下有ニ勸進聖誰某之字一。以ニ其所レ聚之金銀一。爲ニ建立資料一。故元因レ倩ニ公方家之觀世太夫一。板面用ニ殿字一。今觀世雖ニ自催ニ勸進能一。依ニ此舊例一。用ニ殿字一。倭俗貴ニ其人一稱レ殿。猶下稱ニ殿下閣下一之類上也。

さて足利氏時代猿樂の行れし事。一二を證すべし。應永元年三月十三日壬子。足利義滿猿樂を一乘院に於て觀る（春日參詣記。兼宣記）。○應永九年七月十日辛卯。足利義滿猿樂を旦墻堂に觀る（吉田日次記）。○應永十九年五月二十八日壬子。猿樂（教言記追加）。○應永二十四年八月二十五日戊申。義持猿樂を觀る（兼宣記）。○應永二十九年四月。足利義持北野社より到。上皇に朝し。猿樂を院中に觀る（康富記）。○應永三十二年六月二日庚子。義持上皇に朝し。猿樂を觀る（薩戒記）。○應永三十四年正月十三日壬寅。猿樂を淸涼殿に觀る（彰考本薩戒記目錄。滿濟准后記）。○應永三十四年五月六日癸巳。猿樂を禁中に觀る（兼宣記）。○永享五年四月二十一日甲辰。足利義教公卿諸將と。猿樂を多々須河原に觀る。尋て又徃て觀ると累日（看聞日記。滿濟日記。薩戒記。師鄕記。管見記）。○永享八年閏五月二十四日己未。女猿樂技師を桂河原に演す。幕府僧徒の徃觀を禁す（蔭涼軒日錄。東寺執行日記。看聞日記）。○永享九年正月十四日乙巳。義教女樂を室町の第に觀る。是夜又猿樂を張る（看聞日記。東寺執行日記）。○永享十年三月十日甲午。足利義教猿樂を山名持豐の第に觀る（看聞日記）。○永享十年三月二十八日壬子。義教猿樂を北野に觀る。是日御製の歌を其祠に納る。義教答歌を上る（看聞日記）。○永享十二年正月二十八日壬申。足利義教猿樂及ひ田樂を室町の第に張る（建內記）。右の類枚擧に遑あらざれば。以下は略す。此より織田氏。豐臣氏もおの〳〵好み翫ひたり。德川氏に至り。觀世太夫以下。四座の役者を扶持し。時々能樂を張れり。凡武將たちは自らも皆能樂をなしたる也。老人雜話云。信長城を武衛陣に築く。公方をすへて慶賀の能有。老人も四歲はかりにて。乳父に抱れて見物に出し。其日信長は小鼓をうたれしなり。長岡山齋は。老人に二歲長して六歲計りにて。猩々を壹番舞れし云々。」太閤は肥前の那古屋におはします時。吳松越後と云能太夫。御見舞にまゐり。其時より能を御すきありて。御自分にも度々なされし事也。」太閤禁中にて能をなされし時。吳松を立合に能せり。吳松能をする時は。太閤長柄の刀を帶し。虎の大巾着をさけて。橋懸りの中程に立ながら見物す。能はてけるにも其儘立給ふにより。太夫裝束のまゝながら。腰をかゝめて通りけるとそ。」或時太閤馬に乘て。烏丸通を參內有し時。在家の下女四五人。赤前だれを掛出て見物せり。太閤馬上よりいはく。只今內裏にて我能をすへし。みな〳〵見物にこよと。」太閤禁中にて能有る時。猿樂に被下ものあれは。同しやうに出て拜領し。肩に懸て入給ふとそ」。太閤內裏にての御能。度々の事也。其の頃謠を作る。明智討。高野詣など云は。高野詣には。大政所の幽靈出給ひて。有難の御吊やと言事有。太閤と東照宮と。加賀大納言と。三人狂言もあり。毛利輝元鼓を打たれし事もあり。道智相手になり候事も有。明智討には。明智に成しは。其頃山崎に居し太夫吳松なり（以上老人雜話）。又明良洪範云。天正十四年三月。伊豆國三島に於て。神君（御年四十五歲）。北條氏政（四十九歲）御對面也云々。其後御酒宴半に。神君自然居士の曲舞を御舞被遊。黃帝の臣下に貨狄といへる士卒有と御謡ひ被遊けれは。松田大道寺等口を揃へて申けるは。德川殿には當家の臣下に御成候とて悅ひける。氏政には尙以悅ひの色見えしとかや。酒井忠次か得物小舞海老すくひを舞しに。氏政より太刀を給りける。忠次戲れに川海老すくひ當てたはと。高調子に諸人に向ひて申ける。北條家の山角上野といふ家老。忠次か鎌倉へ下りと言氣に掛けてや。尻打たを見さいな。納るに熱田の宮上りと舞留ける。大道寺申けるは。酒井殿は鎌倉下りなれは。此方の山角は熱田の宮迄切上り候と申ける云々。」又云。酒井忠勝空印の日。猿樂は武家自分爲へき業にあらす。其家の者こそ面白けれ共。自分は元來子息家子等迄も。禁せられしと也。或時尾張光友卿にて。御嫡子五郎太綱誠卿。御能遊されしを。御自慢心にて。忠勝へ御見せ有しを。更に感心せすして申ける。大人として勿體なき候事也。他人に仰付られ然るへく候。御稽古の事にて。最早御器量の程も見え申候と止められ。成瀨に向て武家は幾度も。武を講せらるゝ事こそ本意ならん。大人公子の御身として幽靈女の眞似。更に益なし。故に達て申上止めたり。神君台德公にも。天下を知し召て後は。御自身被遊し事なし。明君の御行狀失念有ましと申さる云々。」德川氏は能樂を以て饗應の具となし。年々春勅使下向の節は。能樂を張りこれを饗し。また正月三日夜は。謠初とて諸侯伯登營し。猿樂をして能舞を爲さしむるを佳例となす。今も能は畏くも天覽あらせられ。皇族。華族方には宴會の節などに此催しあり。或ひは外國公使の饗應にも此技を演する事あり。

ノウ

【能の流派】ウタヒの條になり。

早稻田文學(明治二十九年五月)に能樂につきての記事あり左に抄出す。【維新前の能樂】幕政の當時に在りては。所謂五座の太夫と稱するもの。德川氏の直參として秩祿を世襲し。之れを御能役者といへりき。五座のうちにて觀世及び寶生を上かゝりといひ。金春。金剛及び喜多を下かゝりといひ。就中觀世流は足利義滿の世に始まりて。斯道中興の功を奏しければ。これより權力は自らこゝに歸して。他流を壓倒するに至り。能樂を以て武家の樂となせる足利時代及び豐臣時代を通じて。觀世氏は常に其の魁と稱せられたり。德川氏の代となりても。前代の遺制を襲ぎて能樂は武家の樂と定まりしが。其の大成せるは實に文恭公(家齊)の時なりき。當時寶生流に最も名人多く。將軍また此流を倚びければ。觀世流の勢力は忽ち地に墮ちて。之れより寶生氏ひとり全盛となりぬ。また喜多流は五座のうち最も後に起こりて。之れより先き有德公(吉宗)この流儀を好み。臣下をして命令的に之れを奉ぜしめ。各藩また將軍家に倣ひて此流の役者を聘しければ。一時は觀世。寶生と雖も喜多流を學ばざれば世に立ち難き程の勢なりしが。この流行は程なく止みて。前にいへる如く寶生流全盛の時代とはなりしなり。かくて幕末の大變に及び。亂舞道は諸般の藝術と共に見るかげも無くさびれ。幕府の亡滅と同時に能役者はにはかに世祿を失ひて。糊口に窮するほどに至り。或は靜岡に轉住して步卒となれるもあり。或は近在へ引込みて田舍者を相手に辛くも此道に衣食するもあり。かゝる果敢なき有樣にめげずして。依然東京に踏止まりて【能樂の復古】に力を盡くしゝは。即ち今の梅若實にして。幸にも時の岩倉公は甚だしき斯道の衰微を嘆き。百方保護を與へて之れを奬勵し。このうちに今の寶生九郎出で來たり。能樂堂は芝に建てられ。皇太后の宮親ら行啓あらせられ。紅葉館に便殿を設けられしなど。時運こゝに轉して。さきに轉業せるものも再び此道に復り來たり。金春氏も奈良より歸り。櫻間伴馬はた熊本より戻りしなど。日をおうて盛況を呈し。今日の有樣にては謠曲廣く行はるゝとなりて。前號にも報じたる如く。素人にて熱心の人々多く。官吏社會にては大藏省及び會計檢査院に最も行はれ。今の渡邊大藏大臣連枝の如きは堪能の聞えあり。民間にては辯護士に熱心の士多く。また高田早苗。天野爲之などの學者間にも流行し。其の他。實業家學生などのうちにも見受けらる。此等は專ら謠ふ方なれど。別に舞ふことをも學ぶ人ありて。なさ／＼專門家を凌ぐほどの名手も尠からずといふ。觀世流に於ける古市公威(工學博士)及び寶生流に於ける前田利鬯子(舊大聖寺藩主)など著名なるものなり。さて【今日に於ける諸流の盛衰】をいへば。最も盛なるは觀世流にして。寶生流これに次ぎ。維新前とは全く地位を顚倒したり。こは前にいへる文恭公以來。觀世流は失意の境遇にありしより。奮つて其の普及に盡力し。其の結果として今日の盛況を見るに至りしなりとぞ。また一つは斯道を復古せし梅若實が此流より出でたるにも因るべし。東京のみならず。關西地方にも此の流を汲むもの多し。寶生流は一旦得意の地位に在りしを以て。ます／＼貴族的に偏し。其の流行の區域廣からず。終に觀世流に一步を讓るに至れり。彼の幕末の斯道の衰微に當り。僅かに此流の維持されしは加州の先君前田齊泰侯の力によれりとぞ。此の人いたく藩内に寶生流を奬勵し。今も「加賀寶生」と稱する程なれば。一國擧りて皆此の流を奉ぜしなり。さて觀世。寶生二流に次ぎては喜多流やゝ盛なり。東京は左程にもなけれど地方には意外に多し。こは前にもいへる如く有德公以來諸藩に行はれ。特に其の特色はヂミなる點にありしゆゑ。武張りたる藩には專らこれを倚びしによる。此他金春及び金剛の二流は微々として振はず。此等諸流のうちにて【最も名手と稱せらるゝ者】は觀世流の梅若實及び寶生流の寶生九郎を以て雙絕とす。實は稍々先輩にして。前にいへるごとく斯道再興の大勳功ありしのみならず。其伎倆にも秀で。所謂器用肌のたちにて。舊法を崩すなどゝ短るものもあれど。兎に角最上の上手なり。九郎は回古に通し。斯道の博識を以て重んぜられ。其の技藝正格に適ひ。特に謠に於ては妙音の聞えあり。觀世流にて宗家は梅若淸廉といひ。年齡いまだ長ぜされど藝風なか／＼に多望なりとの噂なり。觀世鐵之丞また頗る好評あり。寶生流にて九郎に次いでは松本金太郎あり。謠にも舞にも堪能にして。且つ教授方に巧みなりとて門生多し。金春流にては宗家たりし金春廣成近ごろ物故したれば。先づ重なる人は櫻間伴馬なるべし。最とも舞に長ぜり。その地方出身なるを前にいひたり。すべて地方出の太夫は東京の人の趣味に適はずして。不評なること普通なるに。此人に限りて好評なるは異數といふべし。金剛流にては金剛氏重ひとり東京に在れど。はや年老いぬ。太夫家に當れる金剛鈴之助は今は去りて京都に在り。されば當地にては全く廢れたるさまなり。また喜多流にては。故山內容堂公に寵せられし六平太死して。暫く中絕せしが。近き頃千代三その家を襲ぎて六平太を名乘り。好評なり。昔より仕手と脇師とは家を異にして相世襲し。互に兼ぬることなし。此の區別は今日も存在すれど。脇師は諸流に通じて用ひられ。例へば寶生の脇師たる寶生金五郎が。往々觀世の相手として演ず

るを見る。さて其の演舞場は。前にいへる芝能樂堂その最なるものにして。一ヶ月一回。即ち第四の日曜毎に諸流の太夫を會して開演す。別に梅若實は淺草藏前なる自宅に於て時々演舞を催し。また寶生會と稱して。松本金太郎が神田猿樂町の自宅に能舞臺を張るあり。盛況かくの如しと雖も。頗る【前途の困難】なしとせず。そは囃子方の絶滅せん恐れあること是れなり。今日にては前代よりの遺物存するを以て。別段差支ふることなしと雖とも。もと練習にむづかしきものとて。道樂半分にも之れを學ぶ者は尠少なり。よしんば成業したればとて。それにて衣食するほどの收入あるにもあらねば。專門家のこれに埋頭するは尙ほ尠し。若し此儘にして過ぎ往かんには。終に囃子方といふもの地を拂ふに至るべければ。これが維持方は目下一問題となり居れりと云ふ。また徳川時代に於て能役者は。若干の俸祿に家計の心配なく。一藝を演ずるにも充分修練の餘裕ありしと雖も。彼の岩倉公以來貴族の保護といふも全く絶えたれは。彼等は衣食に追はれて。或は能舞臺の演舞。或は門生の教授など。殆んど閑暇なければ。修練もなく工夫もなし。これ專門家の深く嘆ずる所なり。畢竟するに能樂は。一般に行はるべき性質を有せざるものなり。之れが盛大と永續とを希はんには。先づ大なる保護を得ざれは能はざるべし。次ぎに【謠曲の新作及び新版】新作は徳川時代には多少ありたれど。今日はいと〳〵希れなり。偶々日清戰爭に關したる兩陛下の御製及び「正成」など。寶生九郎の節附けしたるものあれど。謠うて昔しの作ほどの趣味なし。斯道に堪能なる人語りて曰はく。若し謠曲を新作せんとならば。先づ能樂を學ぶを要す。これは昔の咄なれど。寶生流の謠を印行せるとき。當時の一橋公その臣下の能書なるものに。版下を書かしめられしに。其人まづ斯道を稽古すること三年。謠曲一通りを卒へて後に筆耕に取掛りたりと云ふ。僅かに文字を寫すだけにも是れだけの準備が必要なり。況んや文章を作るに於て。斯道の心掛けなくんば。如何なる金玉の名句と雖も。謠曲に當てはまるまじ難し。云々と。序でに二十八年中の官報に見えし謠曲の新版を擧ぐれば。東京にて。小謠玉音集。觀世小謠大成。小謠華實集。寶生流小謠集。喜多流謠曲。櫻井（著者喜多六平太）など。此等は皆諸流の版元と聞えたる椀屋（江島伊兵衞）の出版にかゝり。地方にては。たゞ金澤に於て謠曲稽古本。寶生小謠諸祝言大成。謠曲寸珍題跋あるのみ。いづれも新版といふは表向き。前の櫻井を除きて。大概は古き版木を其の儘に用ひ。所謂「ごま」と稱する節附の黑點磨滅せるが多ければ。之れが爲め古本の市價は非常に騰貴せりと云ふ。【狂言及び今樣能】前者は能樂の間に演ずる一種の滑稽劇にして。昔しより鷺及び大藏の二流あり。大藏は今も存すれど。鷺はあまりに見えず。先年京都より野村與作來りて最も持囃さる。素人にても江澤梅逸。永井素岳など。所謂通人社會にて行はるれど。能樂ほどには盛ならず。藝も昔に比べては遙に下れり。また今樣能とは能樂及び狂言の變態にして。玆に二三の例を示さんに。【能】「望月」花君が羯鼓を打ちて舞ふ前に長唄の「淺妻」を挿む。「船辨慶」靜が笛の舞の處へ上方唄の「菊の露」を挿む。「安宅」富樫左衞門が義經の一行を追掛けて。前言を詫びる處へ上方唄の「瀧盡し」を挿みて辨慶が舞ふなり。【狂言】仁王」にせ仁王へ參詣する人が奉納のため一さし舞ふ。「釣狐」なかほど奴が狐にばかさるゝ處にて端唄の「夜櫻」を舞ふ。「三人片輪」主人の留守に酒を盜みいづれも醉うて大津繪の手踊を舞ふ。などの類なり。此れは加賀の泉祐三郎といふが。明治十年の頃より創め。ほんの眼先を變へたるまでなれば。頗る雜駁にして。且つ下卑たるものなり。勿論趣味に於ても。流行の範圍に於ても。在來の能狂言とは同日に談すべきものにあらず。先年東京へ來たりて中村座にて興行し。一昨年も歌舞伎座にて演じたれど。さしたる世評も無かりしが。今は勢尾の地方に旅廻りし居れり。【能樂と芝居との關係】芝居の能樂に負ふこと多し。芝居は或點に於て能樂を摸倣せるものなりともいふべし。然れども其の技藝の精神は二者全く相反す。されば芝居の能樂を摸倣せるは。只その形の上のみなり。例へば能樂に在りては。男女老若の差別を謠ふ聲に表はさず。男子の詞を男子のやうに謠ひ。老人の詞を老人のやうに謠ふは卑しとす。腹には差別あるも形（即ち謠ふところ）には差別なきを藝の極意とせるなり。蓋し明らさまに表はすを忌みて。ほの見ゆるを尙ぶの義なり。彼の芝居に於て。人物の性格を身振聲色の上に表はすが如きは。寧ろ操り淨瑠理に近し。能樂にはせぬことなり。さて形の上に於て。芝居が能樂を摸倣したるは。舞臺の構へ方。お囃子の鳴物など最も明かなる例なり。また脚本に謠曲の趣を取り。もしくは胸中に能樂を挿みたるなど一例なり。之れを史上の因緣に徵するに。大阪は秀吉の覇府。しかも秀吉は新樂を獎勵したる武將の尤なるものなり。其後徳川氏の代となりて江戸に覇府を開かれ。其の前半期（元祿の頃まで）は幸若の曲舞（クセ）最も行はれて。能樂はさほどにも無かりき。されば江戸の芝居は曲舞の風を取れるもの多く。能樂を取れるは京阪まづ最初なりしが如し。例へば謠曲をやつしたる道成寺。石橋などの所作も。其起源は上方なりき。石田の局。鐘掛松の如き能樂を挿みたる地藝も。同じく上方が本なり。元祿の昔。三ヶ津和事師の隨一と稱せられし坂田藤

ノウカ

十郎が。小鼓の名手たりし骨屋庄右衛門に隨身せるなど。上方の芝居は能樂と親密なる關係を有せりと見ゆ。江戸にても初代秀鶴が謠曲を學びたるをあれど。そは單に音調を整へん爲なりしと聞く。降つて天保。弘化のころより。七代目團十郎所謂能掛りの芝居をなして。喝采の聲高かりき。即ち「勸進帳」の如きは其の最なるものにして。當時團十郎は能樂を見て模範にせんと欲したれど。御能役者は將軍家の直參とて。河原乞食と稱せらるゝ歌舞伎役者風情のため演ずべきに非ず。やう／＼八丁堀邊の贔負客の計らひにて。能役者を其の宅へ招寄せて「勸進帳」を所望し。團十郎は密かに物の陰より偸見して會得したりと云ふ。尊卑雅俗のけぢめ嚴かなりし封建時代なれば左もあるべし。當代の團十郎また親の藝風をつぎて。今春の「石田局」の如き。能がゝりのものを演じて屢好評なれども。專門家に比すれば其の拙なること言ふに足らず。また此の輩に對する能役者の態式は今も昔のまゝにして。先年笛吹の名人たりし清(セイ)某が。矢張「勸進帳」の秘訣を團十郎に授けきとて。寶生より破門されしといふ。

ノウガクカウ 農學校は。農藝。山林。蠶業。獸醫の諸科を學修せしむる所にして。明治三十二年實業學校令の發布以來。從來の組織を一變し。益々學理と實習とに努め。學校の數を增加することまた多く。三十四年末に於ては。公立四十五。私立四を有するに至りぬ。

【東京農林學校】は明治十九年七月二十二日勅令第五十六號を以て。農商務省所轄駒場農學校。及東京山林學校を廢し。更に設立せられたるものにして。其農學校は。明治七年內務省勸業寮內藤新宿出張所に農事修學場を設け。農業生を教育せしに起原し。同十年十月農學校と改稱す。十二月校舍を荏原郡上目黑村駒場野に移す。蓋し是より先き經營する所のもの成るを以てなり。同十一年一月。內務卿大久保利通。其賞典祿二箇年分の金額五千四百餘圓を準備金として同校に寄附せり。同十四年四月農商務省農務局の所轄となる。又山林學校は。明治十年內務省地理局に於て。樹木試驗場を北豐島郡西ヶ原村に設け。樹木に關する實驗をなせしに起源し。同十四年四月農商務省山林局の所轄となり。同十五年十一月東京山林學校と改稱し。同十九年四月駒場農學校と共に農商務省の直轄になりしもの。二十三年六月勅令第九十二號を以て。帝國大學の分科大學となる。

【札幌農學校】明治九年八月十四日の開校なり。これよりさき。明治五年四月開拓使は。東京芝增上寺に校舍を開き。官費私費各五十名の男生徒を募り。普通專門の學課を授け。同年九月同學校內に女學校を併置す(女學校參看)。女學校もその後廢されしが。同假學校は明治八年八月札幌へ移され。札幌學校と稱す。米人ケプロンの意見を容れ農學校に改め。同九年八月十四日札幌農學校開校式を擧ぐ。明治二十五年開拓使廢止と共に。北海道事業管理局の管理に歸し。十九年再び北海道廳の所轄となり。明治二十八年度文部省の直轄となれり。

ノウゲ

ノウゲフ 農業とは。耕耘樹藝に從事するをいひ。又其業をなすものを農夫と稱せり。和漢三才圖會に云。農人俗云二百姓一。百姓乃四民之通稱也。惟以レ農爲二百姓一非也。漢志云。闢レ土植レ穀曰レ農。炎帝之時天雨レ粟。始教三民植二五穀一。故號二神農一。天子以二建レ辰月一祭二靈星一以求二農耕一。靈星天田星在二於辰位一。故農字从レ辰。管子云。首戴二茅蒲一身服二襏襫(アマコロモ)一。沾レ體塗レ足謂二之農一。通鑑綱目云。后稷初名棄(字度辰)。爲二成人一遂好二耕農一。故名二后稷一。易大傳云。神農斲レ木爲レ耜。揉レ木爲レ耒以教二天下一。則耕稼之利其來久矣。而百穀之備自二后稷一始也(按日本紀云。保食神死矣。生二於身五穀種一。天照大神喜レ之。定二天邑君一即以二其稲種一。始殖二于天狹田長田一。大巳貴尊爲二百穀耕農神一。和州三輪大明神是也)。」上古農業の法詳らかならずといへども。想ふに上代の如きは其法未た完からず。中世以降農制漸く備はりしなるべし。降て明治維新に及むでは。農桑の事業大に開進するに至れり。農業の起初は。已に神代に見えたり。勸農の擧ありしは。崇神天皇六十二年乙酉(六百二十五年)七月。多く池溝を穿ち民業を寬にす。攝津依羅池。大和刈坂池。反折池等。此時に成れり。又推古天皇十五年(千二百六十七年)丁卯冬。倭高市池。藤原池。片岡池。菅原池を作り。大溝を山背栗隈に掘り。河內戸刈池依網池を作り農事を起す。皆百姓に便するなり。其田制を定めしは古事記景行天皇の世に。田部を定めしこと見ゆ(書紀には五十七年十月のことゝす)。是天皇の御田を耕す者なり。又書紀安閑天皇元年(千百九十四年)の文に。每國に田部。每郡に钁丁の語あるに據れば。田部は一國の耕耘を管し。钁丁は一郡の諸田を管し。稼穡の業を營し上に仕る者なるへし。其後欽明天皇三十年(一千二百二十九年)正月田部の脫籍して。課を免るゝ者あるを以て。白猪史膽津に詔して。籍を定めしめ。尋てこれを田令として。葛城山田直瑞子の副たらしむ。瑞子は是より先。十七年に已に備前兒島屯倉の田令と爲れる者なり。上の如く。屯倉ある所には。必田部に命して。これを督せし者なるべし。田令又屯田司と稱すること仁德紀に見ゆ。孝德改新の時に至り。此制終に寖みたり。上古農業の法得て考ふへからずと云へとも。中古の如く。稲種を苗代に浸し。萠生の後。移

植せしには非ろへし。上古素盞嗚尊天田に重播す之を天罪とす。蓋農を害するを以て也。按に上古は今の所謂摘田にして。水田の水を去り。耕墾して稲種を播種し。生じて後に水を洩し入れしなるへし。故に天罪の中。樋放つなも。殊に田の害とせしものなり。摘田は方今猶之を行ふの土地あり(國史案)と云り。爾來御代々々農事に心を用給ひし事は。史上に譲て爰に畧す。且原氏の言に。それ農人耕作の事。其理り至て深し。稼を生する者は天也。是を養ふ者は地也。人は中に居て天の氣により。土地の宜きに順ひ。時を以て耕作を勤むべし。若其勤なくは。天地の生養も遂べからす。之を以上古の聖王より。後代賢知の君に至り。天子自から大臣を率ゐて。春の初め田に出て手づから農具を取り。田を犂初め玉ふをあり。之を藉田と云て。政の初とし玉へり。是古の賢君明王は。農業を重んじ。本を務め玉へるによりて也。其後天下の農人。春の耕を始むると云り。天萬物を生する中に。人より貴きはなし。人の貴き故は。則天の心をうけ續て。天下の萬物を惠みやしなふ心。自からそなはれるを以てなり。されば人世においてその功業のさきとしつとむべきは。生養の道なり。生養の道は耕作を以て始めとし。根本とすべし。これ則堯舜の政事なり。萬の財穀もみな耕作より出る物なり。故に農業の道。そのかゝる所至て重し。然れは貴賤ともに此理りを深く鑑みて。專心を農業に留めて、なほざりなるべからず。又一人耕しては。十人これを食する分數あることなれば。農業をつとむる人は。心力を盡してはげむべし。抑ゝ耕作には多くの心得あり。まづ農人たるものは。我身上の分限をよくはかりて田畠を作るべし。おの〳〵その分際より。内ばなるを以てよしとし。その分に過るを以て甚あしゝとす。又田畠は年々にかへ。地をやすめて作るをよしとす。しかれども地の餘計なくてかゆるをのならざるは。植物をかへて作るべし。所によりて水田を一二年も畠となし作れば。土の氣轉じて盛になり。草生ぜず。虫氣もなく實のり一倍もあるものなり。およそ此田を畠になしたる地は。物よく生長するものなり。さればよく土にあひて價高き畠物をうゑて。厚利を得べし。さて畠物にて土氣よはりたる時。又本の水田となし。稲を作れば。これ又一二年も土地轉じて。大利を得るものなり。されども是は上農夫のなす手立なり。凡土は轉じかゆれは陽氣多く。又執滯すれば陰氣多し。それ陰陽の理りは至て深しといへども。耕作に用ゆるところは。その心をつけぬればさとりやすし。農人これをしらずはあるべからず。その理りをわきまへずして耕作をつとむるは。多くの苦勞をなすといへとも。利潤を得ること少し。先土のしめりたるは陰なり。乾きたるは陽なり。ればりかたまりたるは陰なり。脆くさはやかなるは陽なり。かろくして柔過たる浮泥の類は陰なり。重く強くはらゝく類は陽なり。此等の類をおしはかりて。土地の心をしるへし。假初にも陰氣の陽氣に勝ざるやうに分別し。陰陽のよく調ふる計を專とすべし。晴たる日に耕し。その土白く干たる時かきくだき。雨を得てうゆると。又畠物は。日と風を得て。中うちし。白く干て培ふこと。これ皆内に陽をたくはへ。外うるほひを得る時は。陰陽和順するといふものなり。農人よく此理りを辨へ。およそ耕しうゆるをも〳〵に。みな陰陽を調へて。天地の德をたやすくすべし。又耕作の肝要は。奴僕と牛馬にあり。奴僕牛馬の善惡にて。うゑ物の得失大きにかはることなれば。多少下人をつかふものは。心をれんごろに用ひて。仁愛を專とし。正直信實を本とし。善惡をわかち賞を正しくして。已を和悦に。心よくして人をつかへば。下人もまた心いさみ。苦勞を忘れてつとむるゆゑ。其仕事のはかゆくのみならず。五穀等の生成もおのづから滯らず。よく長じよく實のるものなり。これを和氣を感召するといひて。天地の感應を祈る心なり。又古語にもいへるごとく。一年の計は春の耕にあり。一日の計は鷄鳴にあるをなれば。未明より起て。早朝陽氣につれて。田畠に出て動くべし。又明る日の仕事をは。前夜より考へ定めおき。曉方おきて。天氣の晴雨をよく見はかりて。猶その日の手配りを定むべし。耕作のみにかぎらぬことなれども。取り分。農事は萬いとなむわざの輕重と。前後をよく考へはかり。いそくとおもきとを先とし。事々皆心を懇に精しく用ひ。その備へを致すべし。牛馬農具糞灰等の貯へに至るまで。我作る田畠の相應よりも餘計あるほどに調へおき。勝手に任せて用ふべし。牛馬のちから弱くして。農具の類あしければ。農人精力を盡すといへども仕事のしるしはなき物なり。必少しの費えをいとはずして。かれよき農具を用意し。おもひのまゝにはたらくべし。しかる時はいとなむわざ快くして覺えすしらずはかゆきて。土地の心もおのづからよくなるものなり(農業全書)といへり。又た柳菴雜筆に良農夫一人。婦一人劇數時に。日雇一人にて田一町を耕す。種一斛蒔て穀四十斛はかりを穫へし。摺て米二十斛も有へし。御年貢諸掛五斛許を納めて。殘十五斛許あり。其内五斛は田の主へ納め。全く十斛許か作得なり。又畑五段はかりを耘し。大根二萬五千根を得へし(一段五千根の積り)賣て百三十五貫文許になる(一根五文二分の積り)此內糞の價五十貫。江戸へ舟賃二兩二分。運賃四十貫を引。全二十八貫七百五十文か得分なり。但此五段の內三段へ麥を作り六斛許も得へし。御年貢三貫も上納して。二十五貫七

ノウケ

百五十文（金四兩許とす）と。米十斛麥六斛を。一夫。一婦一年の辛苦料と知るへし。是内夫婦の食麥三斛六斗。米一斛餘を引。又日雇の扶持麥一斛八斗。米五斗を引。正月餅等の米三斗餘と。種穀一斛を引。又子女あれは其食料一人に九斗許と積り。又親屬故舊の、食二斗を引は。米七斛二斗を殘す。金七兩餘に兌へし。畑の得分と合せ十一二兩に過す。鹽茶油紙の費二兩許。農具の價家具の料二兩許。薪炭等一兩餘。夫婦衣服子女の料共また一兩二分餘。春を迎へ歳を送り魂祭り年忌佛事の入用二兩餘。日雇賃一兩二分餘。親屬故舊の音信贈遺一兩許。すへて十一兩餘を引。殘る處二三分に足す。故に風寒暑濕に侵され。一二月も怠惰する時は。收穫に損ありて。醫藥の價に充るにたらず。何を以て酒色に費す餘力を得へけんやと云（是武藏豐島郡德丸村農夫話）。是にて農夫の辛苦を知へし」といへり。また平野知秋の言に。北條氏政陣中に在て武田信玄と語る。偶陣外に麥禾を馱して過る者あり。乃侍者を呼て曰く。彼麥を炊き佳賓に參らせよと。信玄竊に其愚を嗤ふ。左傳に痴騃なる人を菽麥を辨せすと曰ひ。又荷篠丈人。子路を嘲るの辭に四體不勤。五穀不分と曰ふ。然るに今我國紈袴子弟五穀を分たず。菽麥を辨せず。併せて種を蒔き。麥を舂く等の事。憒乎として知らさる者。擧目皆是なり。因て今昔年聞く所を以て。錄して膏粱の子弟に示す。文部俚なりと雖も。事に於て少しく裨益なしとせず。但し記する所の語下總邊野人の方言なり。○一種米（但籾米）前取候節拖把にてこき。乾さすに籾米のまゝ俵へ入れ藏へ仕舞置。春彼岸に種を漬す卽籾米也（俵のまゝ漬す）。是は兼て池の如きものを掘り置。此へ種を漬す也。たなやと唱ふといふ。三十日漬け三十日目に水より出し俵を洗ひ。一日俵のまゝ藁にくるみ筵を着せ。下へ藁を敷て積て置。五六日經てあたゝまりて根を生し候。右をふるひにて根の生ぜさる籾は下へ落。根の生したるは不落。右をふるひ分て。根の生したる籾種をはざるへ入れ。ざるのまゝ水へ入れ（四斗樽なと）さらりとなる樣にさらし洗て。直に水より上て直に種を蒔く也。春彼岸より耕し。夫よりあらくだきと唱へ土を平らにし。干鰯を下し三日計も經てほしか腐て又一度うない返し。又細に平にならし下ごえを下し。大豆をふみ。夫より井戸繩の如き物にて平に引てならし。少々水を張り。直に種を蒔く。右は苗代田の作り方也。種を下してより四十二日目に田を植る也。○一體の田は春彼岸より耕し。廐ごゑ（馬の踏草わら）を入れ又々耕し（マタナイと唱ふ。即田植前にあらくだきの事也）。夫より干鰯を入れ。夫より四五日過て又うない返し。平らにして而して直に植る也。夫より土用入草を取り。但し二番草を土用明に取るもあり。不取もあり。土用前迄水をかけ置。土用入草を取てよりは水を乾す。奥手なと餘り水無く干われ候へは。水を入れ候事も有之。早稻は秋彼岸比に苅る。奥手は一霜二霜ありて後苅取。○苅稻（早稻は矢來へ掛て乾す。是はわらを取爲也。中手も同斷。奥手は乾さず苅ると直にもぐ也）。一拖把にて實をこぎ。籾通しにてふるひ。筵にて二日計も乾し。籾米の圍籾は直に俵へ入れ藏へ收む。圍籾に不致年貢米等は乾したる跡するすへ入れ。粉をわる。夫より唐箕と唱ふる物へ入れ。米と籾がらとしひなとをあふぎわけ。夫より米土羅にてふるふ。夫より量りて俵へ入る。年貢米は四五度ふるひ。糶米は三度もふるふ。○麥は八月半より畑をうなひ。馬の踏草を畑へ出し置。秋の土用よりうねをたて馬の踏草を入れ（但下ゴエと灰と踏草と合せて置）。右のコエを其間へ入れ。其上へ種を蒔土をかける。麥一二寸に生してより作を切り。春になり又三度作を切り。四月半麥秋に苅り。其まゝ畑へ置宅へ入拖把にてコカシ庭へ乾し。連枷にて打て實をばら〳〵にする。夫よりゴミを飛し（箕にて前へ風にて飛せる也）。夫より庭へ乾し臼にてとげを舂て去り。二三人にて是大なる一人舂の杵にてつく。又箕にてごみを飛せ（たてると唱ふ）仕舞置（圍は是にて圍ひ置也）。夫より四斗樽へ水を入れ。二斗ざるにて少間漬し。直に臼にて舂く。又唐箕にて吹出し。又實と糠とを分る。又筵にて乾す一日也（是にて賣出して可也）。夫よりしらけと稱し。如前水へ少間入れ。よく舂く夫より筵にて乾す一日也（洋々社談）と見えたり。

【農具の事】諸國にて農家の耕耘するを見るに。畑にはたゞ鋤鍬のみを用ひて。別に農具あることを無ところ多し。しかれともいつくにても。昔より仕來れることなれば。事を缺くとも思はざるなれとも。畿内の如くそれ〳〵の器あらば。徒に日を費し。力を勞することなく。その功速なるべし。今その一事をいはゝ。まづ畦を立。その中に小溝を切そのところへ菜蔬を蒔にも。常につかふ鍬のはしをもて筋をなし。蒔おろすことなるを。畿内にてはかれて砂地眞土の別を辨へ。鍬も一やうならす。土畦をつくるにも筋引と云ものをもて。假りにあさく筋を付。畦をなすゆゑ。いがみまがることなく。廣狹もなし。その畦底は鋤にて塊の散らざるやうに。箱の底の如くになし。扨蒔つける筋は。畦切といふて輻一寸はかりの小鍬。またはその蒔く品にしたがひ。一寸五分。あるひは二寸の物を用ひ。筋を引き蒔おろすことなり。都て便利にして勞少なきやうに工夫し耕すことなれは。費を省くこと一年には餘程の事なり。かつ益あるのみならず。作物の出來かたも違ひあり。然れともむかしより仕なれたる農具な

遠州濱松辺ニ用ル鍬

若州小濱辺ニ用ル鍬

備中庭瀬同玉島辺ニ用ル鍬

播州明石辺ニ用ゆる鍬

江州海津ニて用ゆ

東海道金谷辺より岡部辺ニ用ル鍬

備前福山の鍬

紀州和哥山中鍬

播州三ヶ日辺の鍬

紀州熊野尾鷲辺の鍬

下総国古河野州辺ニ用ゆる鍬

因州知頭郡の鍬

れば。鋤鍬はかりにてもさのみ事をかゝさるなといひ。闇入れさる人もあるべし。さる者には一村に長たる人。その土地に用ひて便不便をよく〳〵考へて。教へさとしたきものにこそあれ（農具便利論）鋤鍬の製作。【鍬】は耕耘第一の要具にして。百穀は云に及ばす。人世日用の菜蔬に至るまで。此具なくしては培ひそだつるをあたはず。それ稼穡のわざは。もと身を養ひ命をつなくの基なれば。實に國家の大寶。億兆の司命ともいふべし。農業をいやしめその器を瓦礫とひとしくするは。あるましきことなり。【諸國鍬の圖】都て打ものは泉州堺にて打もの。いつれもきれよく細工も器やうなり。攝河泉。その外近國用る農具は。堺より求むる也。かやうの土性に

尾州海東郡辺ニ用ふ
田を耕す具

遠州濱松辺ニ用ふ
マド鍬と唱ふ

備後福山の製

畿内ニて用ふ

用る具なりと申送れは。よく〳〵心得て勝手よくつくるなり。鍬は諸國とも。その地により形も變れり。そのゆゑは。土のねばき所にて。砂地につかふ鍬を用ひては。少しも用をなさゞるが如し。その土地にしたがひ。昔よりつかひ馴れたるものあれは。何ぞ。畿内に用る鍬のみ用をなして。その他の鍬は用をなさゞるといはんや。右に圖するところの鍬は。便不便にかゝはらず。諸國にてつかふところを摸寫ししるすなり。心あらん人。その土地によろしからんをえらみ。用ひて功あらん

京鋤

大坂ニて手傳の者用ふ

大坂近辺の砂地ニ用ふ

大坂植木屋ニて用ふ

関東鋤

そね付

同土きり

江州鋤

ど思ふを造り。用に充つべし。備中鍬と稱するもの。その國々にて。その形は少しづゝ變りあれども。大體相似たるをもて。なべて備中と唱ふるなり。尤備中。備後邊にては。これを熊手鍬と云。畑をかへすにも用ゆるなり。餘國にては田ばかりに用ゆ。まつ田を耕すには。麥を刈りて後。牛馬ある百姓は耒耜をもてすきおこしをなし。幾日も日にあてゝ乾かし。塊れをわりくだき。雨をまち。又は水をあて。しめりたるを見て。牛に馬把を仕かけかきならし。田を植る地ならしをなすことなるを。牛馬なき所にては。此備中をもて耕し。元來深田はうち起すに水あれば。耕す人の顔へ水かゝる故。鍬の柄の向ふへ竹にて編たる（越後にてはれこと云根籠の意にや）。物をはめて耕すと也。江戸近國の農夫の話に。昔は備中といへるものなくして。悉く鍬にて耕をなせしに。近世は備中鍬を用る事をおほえしより。勞をはぶくことすくなからすといへり。右の犂先鍬は鑄ものなれば。ふりあげて石にうちあてれば。忽缺損じ碎けるなれども。礫石碁石のごとき石おほき地。又荒砂を掘るには。靜に手前にゆりこみすくひ揚げ。あるひはかきよせるなどには。鍬。助簾よりも便利なり。【踏鍬】は關東にて畑を耕すに用ゆ。つかひかたは兩手にて柄をもち。鍬の頭を右の足にてふみ込み。左りへかへし／＼して耕すに。又一箇の便利ある具なり。攝津國にて專用ゆる源五兵衞耒耜と。同様の用をなすことあれとも。作物の中をすき和ぐることあたはず。只片はしよりすきかえすのみに用ゆるなり。鋤は農具の中にて缺べからざるものにて鍬と竝べあげて云ときは。左右の手にも譬ふべし。用をなすを大かたならず。然るに九州などにては。鋤といふ物を知らぬ地多し。さる土地には鋤の利用あるをおひ／＼に教へたきものなり。惣じて鋤はつかひなれては。至つて重寶なるを覺ゆ。又溝を掘り。或は麥田の畦底をさらへるに。箱の底の如くするには。鋤のかたはるかに勝れり。濕地などは。猶更鋤にて塊一つも畦底に散らざるやうにせざれは。水はきあしく。早田をつくる地は。かならず土おもきもの故鋤を用ひざればかなはぬとなり。近江國栗田郡邊にこの鋤を用ゆ。餘國に用るとはその形いさゝか大にして。京攝に類し。少しくぼみありて畦底の土をすくふに。至て便利にして仕業きれいに出來るなり。諸國の鋤の利方を考へるに。この鋤田畑ともに用ひて最便利なりと思はる。」右圖のうち【土切】と云る鋤は。土普請におもに用ゆるなり。つかひ方は。向ふと左右へ踏込み。前より向ふへおして土をすくひて。もつこに入るゝに。四すき入れて一荷となる也。尤砂地にては助簾にあらざれば。掘りがたし。さらつきたる内にねばりある土をふかく切に。はやくして便利なり。はねつきといへる鋤は。池など掘る時にはかならずこの鋤を用ゆるなり。向ふ左右へふみ込み土を切り。又は前より一ふみ踏込み。左右へはねあげるとゆ。凡高さ一丈。或は一丈六尺ほど。横に三間ほどつゝはねあげるに手がるし。さのみ人力をつひやすことなく。便利なる具なり。土功とおなじく眞土には用ひ難し。たゞねばりあるやわらかなる田土に用ひては。ことさらすぐれたり（以上農家必讀）。方今西洋の農學も開け。稼穡のこと農具なども。追々便利進歩に至るならむ。そは農學專門の書に就て講すべし。

ノウジシケムヂヤウ　農事試驗場は。東京府下北豐島郡西ヶ原村なるを始として。府縣各地に在り。東西日新の學理を實地に施して。農桑種藝の進歩改良を促し。當業者をして率由する所あらしめんとする處なり。政府は明治三十二年六月法律第百二號を以て。府縣農事試驗場國庫補助法を公布し。該事業を奬勵確實ならしむる爲め。國庫より毎年度金拾五萬圓以内を支出し。一府縣一箇所に限りて其費用を補助することに定め。翌年四月よりこれを施行せり。又二十六年十二月勅令第二百三十號を以て。農事試驗場分析手數料の件を公布し。土壤。肥料。農産物。飼料。水等の分析を同場に依賴するものゝ手數料納付の事を定められたり。

ノウシヤウムシヤウ　農商務省は。明治十四年四月を以て置かれたり。爾後十八年諸省と倶に改正に係る官制左の如し。

農商務省官制。農商務大臣は農業。商業。工藝。技術。漁獵。山林。地質。鑛山。及營業會社に關する事務を管理し。農商務大臣官房に秘書官二人。農商務省總務局に書記官七人を置き。通則に揭くるものゝ外。文書課に於て。一褒賞。二府縣農工商諮問府縣勸業委員。及府縣勸業官。三外國文書翻譯の事務を掌らしめ。總務局中通則に揭る諸課の外。分析課及博覽會課を置。分析課に於ては。一有用物料の分析。及其適否實驗。二分析試驗及其實驗報告文書編纂の事。博覽會課に於ては。一内外國博覽會。二内外國共進會の事を掌る。農商務省參事官は四人を以て定員とす。農商務省中。農務局。商務局。工務局。水産局。山林局。地質局。鑛山局。專賣特許局。會計局を置き。【農務局】に樹藝課。蠶茶課。畜産課。獸醫課及編纂課を置き其樹藝課に於ては。一穀菜菓樹烟草其他有用植物。二棉麻其他纖緯料植物。三甘蔗菾菜蘆粟其他糖料植物。四植物の病理除害。五各種の肥料及内外農具。六開墾。七田圃の有害有益蟲類及蜜蜂。其他有用蟲類。八農學校。九農業會社及組合。十農事會に關する事項○蠶茶課に於ては。一養蠶桑樹。二製絲及蠶種の改良。三製茶及茶樹の栽

培改良。四蠶病其他除害に關する事項。〇畜産課に於ては。一家畜家禽及其蕃息改良。二獵業の取締及び野禽野獸の蕃息利害。三有害鳥獸威銃に關する事項。〇獸醫課に於ては。一家畜家禽の保健治疾。二獸醫の試驗及免許に關する事項。〇編纂課に於ては農政。及農業上の要件採摘竝農書編纂の事を掌る。【商務局】に商事課及權度課を置き商事課に於ては。中外通商。會社組合。米商會所及株式取引所。商業會。諸市場。外國便船減價乘組に關する事項。〇權度課に於ては。度量衡檢査。中外度量衡比較取調。度量衡製作竝賣捌人。度量衡原器竝諸器械保管の事務を掌り。【工務局】に勸工課及試驗課を置き。勸工課に於ては。工業の改良工業に屬する標本の蒐集整理及保管。工業會社及組合。工業會に關する事項。及試驗課に於ては。工業製造の方術及執業の方法。工産物の試驗製法及改良に關する事項を掌り。【水産局】に漁務課。製造課及試驗課を置き。漁務課に於ては。漁撈採藻及水族の蕃殖。漁具。漁船。漁法の改良。水産會社及組合。水産會に關する事項。〇製造課に於ては。魚介苔藻の乾燥。鹽藏等に係る食用品製造。魚油。魚蠟及海産肥料等製造。食鹽製造の保護改良に關する事項。〇試驗課に於ては水産物の製造。魚卵介苗の採收。養殖等の試驗。水産に屬する標本の蒐集整理及保管の事務を掌り。【山林局】に第一課。第二課及第三課を置き。第一課に於ては。一森林の經濟。二山林原野官民有區別。三森林の制度。四山林會。五山林學校に關する事項。第二課に於ては。一森林斫伐栽植。二官林及官有原野。三民有林の監督に關する事項。第三課に於ては。一山林原野の統計。二貯木。三森林の收支に關する計算の事務を掌る。【地質局】地質課。土性課。及地形課を置き。地質課に於ては。一地質の關係。地層の構造。鑛床の驗定。二有用金石鑛類調査。三地質圖及其說明書編纂。土性課に於ては。一農業上の土性。及農産上の物料調査。二主産植物土性との關係。試驗。三土性圖及其說明書編纂の事。地形課に於ては。一地形測量。二實測地形圖編製の事務を掌り。【鑛山局】に鑛山課及試驗課を置き。鑛山課に於ては。一試驗借區。二鑛脈圖及借區圖。三測量器及圖書保管。四貯藏品の保管及鑛稅の事項。試驗課に於ては。一採鑛鑛物標本の分析試驗。二鑛物蒐集保存に關する事務を掌る【專賣特許局】に於ては。一專賣特許願。二專賣特許簿の登錄及專賣特許證。三專賣特許に係る明細圖書。四專賣特許發明一覽簿人名簿及報告書編纂。五專賣特許判決錄編纂。六廣告に關する事項を掌り。專賣特許局中商標課を置き。一商標願。二商標簿及登錄證。三登錄商標縱覽。四登錄商標一覽簿人名簿及報告書編纂。五商標判決錄編纂。六廣告に關する事務を掌らしめ。【會計局】は通則に揭くるものの外。本省所轄に屬する諸學校。及各事務所の豫算決算及所管の作業に關する損益計算の事を掌る（以上明治十九年勅令第二號）。さて是より先。十八年の春より氣候不調にて。地方作物の成養おほつかなきを以て。勤勉貯蓄の必要を奬勵する爲め。官吏を諸國に遣して之を實行せしめたり。」明治二十三年。二十六年。三十年及三十一年之を改正し。農務局。商工局。山林局。鑛山局。特許局。水產局。地質調査所を置き。其他の官衙。學校の同省の管轄に屬するは林區署。林野整理局。鑛山監督署。製鐵所。農事試驗場。農工商高等會議。地方森林會。生絲檢査所。蠶業講習所。水產講習所。種馬所。鹽業調査所。廣島鑛山（博覽會事務とす。

ノコギリビキ

鋸挽の刑。（サラシモノに見ゆ）

ノザキノツカヒ

荷前使とは。諸國より奉る貢物の荷の初穗といふことにて。荷前の使といふは。年の暮。十二月十三日。又は吉日を選み。十陵八墓へ幣帛を頒たるゝ御使のことなり。今其事の次第を次々にいふべし。和訓栞云。のざき。大神宮式に調荷前と見ゆ。祝詞にはつぼともよめれと。のざき成へし。萬葉東人の荷向篋の荷の緒と是也。江家次第注に。荷前者四方國進御調荷前取奉。故曰二荷前一と見ゆ。續日本後紀に。歲竟分レ綵號曰二荷前一と見えたり。私記に先祭二神祇一。號二相嘗祭一。後奉二山陵一。號二荷前一也。十陵八墓（十陵九墓參看）に幣帛を奉らるゝ也とそ。朝野群載。荷前幣物請文に。山陵七十七處。墓三十六處。近陵十處と見ゆ。是崇德院二年の制なれば。時代によりて其異ある事成へし。貢物の荷のはつといふがごとし。されば山陵の名目となりしは。後の事成べし。」玉かつま云。荷前。荷を能といふことは。木を木末。木の葉など許といひ。火を火影炎など保といふたぐひにて。第二の音の第五の音にはたらく例なり。書紀神功卷に。荷持を能登利と訓註あり。又和名抄。備中國下道郡の郷名に。近似と書て知加の里とし。るしたる有。から書にても。似はのれりとよみならへり。これらも同し例也。」江家次第云。荷前事（近代無二御出一。亦不レ行二晴儀一。裏書云。荷前天皇行二幸建禮門前幄一。有二此事一。雨儀大臣以下。向二承明門外一行レ事。」天皇出二御宜陽殿西廂一。近代又無二此出御一云々）。上卿以下參議以上著陣。當日使中第一上卿便行件事。近代之例也。上卿令三藏人奏二使公卿等事一。被レ定レ使公卿有レ障無レ人數時。一人兼二數所一。三入時最末人。兼二田邑後山階宇治三所一。奉レ仰之後。豫告レ其人（亦仰外記）。又其次可レ被レ仰二無レ御出由一歟。上卿率二公卿竝辨少納言外記史等一。著二外辨座一（經二宜陽春興等

殿西廂一。出レ自二長樂門一)。公卿著二門西掖座一(東上南面參議對レ座)。辨以下著二門東掖座一(西上對座)。侍從同可レ著二此座一。而近代徘二徊便所一。所司差レ饌。主殿居二火櫃一。造酒居二甘糟荏蔞甘子橘等一。酒正勸坏(正不參時外記申レ代官)。召レ辨問二幣物具不一。外記覽合作(使差文也入レ箱)。覽了返給(上卿次第令レ見二於使公卿一見畢返上)。內豎大舍人舁二八足一。立二長樂門前一(本在二承明門南壇上一)。上卿起座(列二立承明門壇上一。諸大夫率二內舍人大舍人一度)。解レ劔搢レ笏(長樂壇下列二立承明門南庭一)。以下人如レ此。次官相共舁レ之(近例公卿於二長樂門內一舁レ之。上﨟左下﨟右)。入レ自二長樂門一。經二左掖門前一。立二春興殿西廂比一間一(膝行立レ薦上以レ東爲レ上)。拔レ笏退(公卿立二左掖門廊一比上西面次官在レ後)。上卿乍レ立行レ事。次次使等參進列立如レ上。兼レ數所人更還二於左掖門下一。舁二次案一。其次第。○山階(當日一上雖レ無二人數一不レ兼二他所一天智天皇在二此山階一)。○非參議使田原(四位以下。光仁天皇在二大和添上郡一)。○柏原(納言以下。此使或兼二深草一。人數三四人時。桓武天皇在二稻荷山南野一)。○非參議使八島(四位以下。崇道天皇在二大和添下郡一)。○深草(納言以下。仁明天皇在二嘉祥寺中一)。○後田邑(納言以下。人數三人時。此使或兼二後山階宇治等一。光孝天皇在二仁和寺西大教院艮一)。○後山階(納言以下。此使或兼二宇治三所一人數四人時。延喜天皇在二醍醐寺北一)。○宇治三所(參議以上。一人兼二三所一之例太多。宇治)。○大后(朱雀村上母后。大后穩子。中宇治)。○中后(冷泉圓融母后。中后安子。今宇治)。○院母后(院母后茂子。白川母后)。件三所隨二代興廢一。但二帝母不レ可レ廢由見二國史一。」十陵立了。更又舁レ之。退出了。自二待賢門一出。墓八所使等率二次官以下一。各向二其陵一。兩段再拜(解劔)。置二案下一。長官。次官共可レ拜。令レ燒二幣物一。次長官。次官又兩段再拜。畢次官歸參。就二內侍所一申二供了由一(近代不レ然)。公卿最前使時。暫先還レ家設レ饌。給二次官以下一云云。公卿當二物忌一人。申二不レ向レ山陵由一。往年被レ許(九記)。近代不レ被レ許。次官以下申レ障時。令レ參二待賢門一。官掌實檢。往年宣旨也。裏書云十陵。山階山陵。長岡山陵。島部山陵。小野山陵。後田原山陵。八島山陵。後田邑山陵。後山階山陵。柏原山陵。深草山陵。裏書云。八墓。大和國一所。多武峰淡海公。山城國七所。贈太政大臣藤原氏在二愛宕郡一。忠仁公或云後愛宕墓。贈一品太政大臣仲野親王在二葛野郡一或云高畠墓。贈正一位當宗氏在葛野或云河島墓。太政大臣贈正一位藤原氏在二宇治郡一昭宣公或云次宇治墓。贈太政大臣正一位藤原氏在二宇治郡一高藤公或云小野墓。贈正一位宮道氏在二同郡一或云後小野墓。贈正一位王氏在同郡。皇太后班子女王仲野親王女。以下さま〲御式の次第あれど。爰に略す(公事根源にも大略は見えたり)。徒然草に。御佛名。荷前の使たつなどぞ。あはれにやむごとなきと記したるもあれど今かやうの事は絶えたり。

ノシ 熨斗は。鮑榮螺等にて製せしものなり。これは從來正月の式及婚姻等には。尤も必要のものとす。又祝賀等の贈遺物にも。必ず熨斗を添ふるを例とす。この習慣今に傳ふる所となれり。和訓栞に。のし。日本紀。和名鈔に熨斗をよめり。のし鰒を。のしとのみ常にいへり。平治物語に打鰒とも打のしとも。のしとばかりも見えたり。大諸禮にけつりのしも見えたり。延喜式に云長鰒なるにや。東鑑に例進長鮑千百五十帖と見えたり。今もつはら人家祝賀の要物とす。手伸の義又延長の義を取なるへし。伊勢にてさゞえのし神供に用る事あり」とあり。鹽尻云。のし鰒はあはび也。引鰒はのし也(朝鮮にも如レ此書せり)。今の俗長蚫なんと書す。古へはうちあはびと呼し。のしと稱するは後世の事にや。軍家打あはびの名故。出歸陣の祝饌に用ゆ。戰にひく事を恥とす。もし引鰒の名。古へより流布せば。軍家必す忌とせん」又閑窓瑣談に。正月の禮者に。熨斗蚫を三方に載せて出すも春盤に同しく。長生不死の藥なればなり。我國の乾蚫を海外にては甚珍貴とす云々。昔は熨斗蚫を食物にせしを。當今は唯祝儀の贈ものに添て遣はす物とのみ思へり。併夫も長生不老の藥なればこそ。壽きて添贈るものと知るべし(長熨斗蚫を水に漬してやはらかにし。煮て食すれば。精をまして。命を長す)とあり。【手のし賜る】高貴の人に初て目見する時。貴人より手のしを賜はるといふことあり。貞丈雜記に。今時貴人へ御目に懸る時。御手のしとて三方にのし蚫をすえ。其前に結たるのし蚫を。三つ計置て。御前へ置時。其結たるのし蚫を。貴人手づから取て給はる事。今の世のならはし也。古は手のし給はるといふ事無之。舊記にも曾て無之事也。近代の風俗也(京都にては口祝と云。江戶にては手のしの事也)といへり。德川幕府時代に。初めての目見に手のしを賜はること。祝賀の意を表するなるべし。【熨斗包】の方は正畧諸式あり。女子教科包結ひの栞に曰ふ。凡て物を包むにはさるべき法式ありて。其物によりて異なり。又その【包む紙】にも大小種々ありて。檀紙を最も貴きものとす。さて此の檀紙にも大小あり。大なるものを包むには。大高檀紙を用ゐ。小なるを包むには。小高檀紙を用ゐる。其の次は杉原。或は奉書紙を用ゐるなり。奉書紙は。平人一般に使用する所なりとせしも。輓近は紙の種類。甚だ多くなりければ。其の包むべき物によりて。適當なる紙を撰び用ゐるんに。何の妨げかある可き。何れも紙一重にて包めども。物によりては二枚を重ね。或は横に併べて包むこと

ノシ

もあるなり。物を包むには其の物の兩端を包紙の上下へ少しく出して直ちにその物と見ゆる樣に包むべし。されば小さきものは。紙を短かく折りて包む。又物によりては包み込む可きものもあるなり。凡て物の名。又は其數などは。目錄に認むるもの故に。包紙の上に書かぬが法式なれども。通常は略して。其の包紙の上にかくもさまたげなし。包物を結ぶに。紅白色の【水引】を用ゐるは通常なれども。時には金銀色の水引をも用ゐることあり。黑白色の水引は凶禮のときにのみ用ゐる。總べて色付きたる方を右になし。白の方を左にして結ぶなり。片輪結は一名をかたかぎ。又は引ときといふ。丸きものを結ぶには。片輪結を用ゐ。平なる物を結ぶには。兩輪結を用ゐる。これ天地陰陽にかたどれるなり。兩輪結は。又もろかぎ結といふ。包物の平扁なるものを結ぶに用ゐること。前に陳べたるが如しと雖ども。今時は包物の丸平に拘はらず。一般に兩輪結を用ゐるに至れり。結切は。輪に結ばずして。兩方へ端を出し置く結方なり。婚禮又は凶事に用ゐる。但し水引の兩端を螺旋に卷き縮めて。波の寄せ來るが如くする。これを老の波を寄するといふなり。老の波を寄せざるは。凶禮の時と知る可し。又水引二把を束ねて結ぶこともあり。老の波を卷くには。箸の如きものゝ先を。少し細めになし。先より元の方に卷きてよき程に至らば。其まゝ手を放つべし。其の長短形狀の如きは。此に圖式を略す。包物の丸きもの。平なるものを結ぶには。前に陳ぶるが如しと雖も。或は物によりては。包紙に穴を穿ちて。水引を引透して結ぶもあり。又楔狀なるは。主に下部の方にて結ぶなり。

斗包眞

同行

同草

ノシ

初饗の熨斗包(水引六本にて結ぶ)。

其ほか包物は昆布。末廣。黃金。神酒。箸等數種あれど。こゝには畧す。普通には進物は水引にて結び。熨斗を添へるを例とし。其ほかは赤飯の胡麻鹽をつゝみ。新年の祝箸包等に用ふるのみ。これさへ今は印刷ものゝ折方を模樣としたる袋のもの行はれ。略して。これを用ゐれば。その式の用多く行はれず。又進物の包紙に略式と書くことに付き。村岡良弼のかんがへあり。云く。包紙に進上などゝ書くべきをとかくなん。女のならはしなる。これを俗言にいもといひ。また「以上」字の二合草體なりなどいへれど。みな當らず(和訓栞に。以上は。中世下文の終に。以て下すと書しは。官長より令する文書なればなり。贈物は先方を尊みて。以て上ると書す。それより書札にも以上の字を書しなりと見えたれど)。おのれ思ふに。熨斗鰒の形狀如此あるを。など。草畫にものせしが。やがてとはなれる者にて。文字にと書ると。同じ事とぞおぼゆる。されば今の世にとかきて。さらに熨斗包といふ物を副るは。事の重複るにて。あかぬ所爲なるべし。」日本紀。和名抄等に。熨斗をのしと訓み。古器評に。熨斗伸レ帛之器。楊升庵集に鈷鉧とありて(柳宗元が鈷鉧潭記といふも。唐宋八大家文讀本に出つ)。今の火のしといふ器なり。その熨斗鰒を。常にのしとのみいへり。平治物語に。打鰒とも打のしとも。のしとばかりも見え。大諸禮には。けづりのしとも見ゆ。延喜式に載せたる長鰒なるにや。東鑑には例進長鮑千五百帖ともあり。今貴賤をいはず。吉禮の要物となれるは。手伸の義。また延長の義を取れるものなるべし。」さて僧家には。この熨斗鰒に代るに昆布を用ふを例とす。鰒は鱗介の屬なれば。殺生戒とかいへる律を避しなりと。いはゞ云べけれと。昆布の和名を。比呂米とも。衣比須女とも呼よし。倭名類聚抄に見えて。比呂米は廣藻にて。海藻の中にいと濶大ゆゑの名ときこえ。扇子を末廣なと稱つる類にて。詞のめでたきに取りしなるべし。衣比須女も本は蝦夷藻の義なるを(續紀靈龜元年條に。蝦夷須賀君古麻比留等。先祖以來。貢□獻昆布―とあり)。えゑ音相近ければ。微笑爲といふ意にとれるにや(俗に福神とて戸々に齋へる。惠比須大黑の惠比須も。亦この義にて)。おつる所は。詞のうるはしく。めで

てたきに取れるに過ぎざるなるべし（如蘭社話）。（ミヅヒキの條併看）。

ノシメ　熨斗目は。倭漢三才圖會に經用二練絲一緯用二生絹一織レ之。染二茶色鴨跖草色等一。腰帶邊用二他色一。似二蚫之熨斗一故名レ之。爲二諸士嘉祝之衣一。加太伊呂。與二熨斗目一同。絹而純色者。以爲二布衣狩衣一。練島（袗里之末）。以二光絹絲一織レ之。熨斗目之純白光潤者。雖レ非レ島以爲二大口及白袴一佳。其上品者採レ之出二皺文一。とあり。四季草に。熨斗目の事。古はねりぬきと云しなり。一條兼良公（後成恩寺殿）の御作。尺素往來に。練緯とあり。經を生絲にして。緯を練絲にて織るゆゑ。練緯と云ふなり。古書の中に。練貫と書けるものあれど。貫の字用たるは。訓の同じきゆゑに。借用ひしなり。此練緯に二つの品あり。しじらのねりぬき。のしめねりぬきなり。しじらは地平ならずちゞみてしぼあり。のしめは地平にしてなめらかなり。近世しじらのねりぬきを。しじらのしめと云は無理なる詞なり。しじらあらばのしめにあらず。のしめならばしじらはあるべからず。ねりぬきは（しじらあるを以ていふ）。織筋とて。ふとくも細くも横に一面に筋を織たる物なり。是いにしへ通例男の着る練緯なり。又いにしへ婦人兒などの着するには。すぢみず。こがうし。くれなゐ筋。ひとつまぜなど云あり。これらは筋のおりやうあり。又ぬき白。こうばいなどあり。是等はおり色とて筋なし。此品々舊記に見えたる名なり。又昔は男女共にしじらのねりぬきを着せり。のしめの練緯は童男童女十四五歳までは着して。それより以後は着せず。又婦人は官女も。將軍家の女房も。打かけの下のあひぎにねりぬきを着せしなり。さてねりぬきに。昔は家の紋など織入る事はなし。今世は袖の下と。腰ばかりに。筋を織て。五所に家の紋を織入るなり。又宗五記。其外室町殿の代に記したる書どもを按ずるに。祝儀日禮式などに。必ねりぬきを以て。禮服とする事は見えず。華飾なる物なるゆゑ。晴なる日には着する人も有りしなるべし。その頃はふくさ小袖。のしめといふやうなる差別はなし。又のしめ（しじらなきを云ふ）の事。御成次第古實（永正年中伊勢備中守貞藤の記）に。のしめの事。男衆の年よりたる人の自然めし候はんずるか。御女房さへ年二十八に御なり候。五月五日の午の時までめし候。其以後めし候ましく候云々。のしめは光ありて。花麗なる物なるゆゑ。昔は男は着ざるものにてありしなり。女だにも年たけては着ざりしとかや。當御家にては。四品以上はしじら。五位以下はのしめと御制法を立られたるゆゑ。近世は男の服にのしめを用るなり。御制法なる上は憚らず。誰ものしめを着るなり。是其時世々々の制度なり。また無地のしめとは。腰にも袖にも筋なきをいふ。是近世の物なり。昔のねりぬきは惣に筋を織たるを。後に袖の下と腰ばかりに。筋を織りしなり。袖と腰ばかりにても筋あるは。古風の殘りたるなるべし。然に近世腰に筋あるを腰がはりといひならはして。婚禮には輿代りといふ事に取なして用ひずして。無地のしめを用るならはしになりたり。いにしへ腰がはりといふ名目なし。婚禮に無地のしめ用るといふ事。古き武家の禮書には見えざる事なり。然れども今は世上に普くなりたる事なれば。古實に無しとて押て。腰に筋あるを着て人の許へ行けば人氣にかけなどすれば無禮となるゆゑ。世のならはしに隨ふべし。これのみならず。近世はおろかなるならはし出來て。古實に叶ざる事多けれども。ぜんかたなくて世にしたがふ事多し。ならはしにそむけば無禮になる事なり」とあり。また貞丈雜記に。今腰がわり。腰あきなどゝて。のしめの腰に計筋を付るは。古の織筋を腰にばかり織たる也。古はこし替り。腰あきなどゝ云事なし。總體に筋を織りしなり。今の世婚禮の時腰がはり。腰あきなどゝ云名の。輿かわり。輿あきと云に似たるを忌みて。無地のしめと云物を着す。其無地のしめと云物。筋を織らぬねりぬき也。昔は腰替り。腰あき無地のしめなどゝ云事は曾てなかりし也。末の世に至てかやうの事はやり出て。法式の如くなる也」と見ゆ。東牖子に紋所有て。腰明の有を熨斗目と云。紋處有て。腰明の無を紋片色と云。紋も腰明も無を片色と云。白を白練繻と云。赤き無地を。赤免と云。これは緋のしめは。極官なればなり」と云へり。三省錄に。素袍などあれは。下には何を着してもくるしからず。その袴の脇より下の服の差見ゆる故。下の服損すれば。その處ばかり新しき絹にて飾り。あるひは服色とは違ひし絹もかまひなく用ひ。又は無地の服に縞織を用ひて補ひなどして妨なかりし也。是今の熨斗目の腰かはりの濫觴なり」とあり。されと。三省錄の説は附會なるべし。さて德川幕府時代は。熨斗目は士人の禮服にて。大紋麻上下の下には着用せり。また身分により。のしめ着用かなはぬもあり。維新後のしめといふ服を用ひず（キヌ。フクセイ參看）。近年小供の祝着又は綾模樣として熨斗目形流行し來れり。

ノシロヌリ　能代塗は。春慶塗と共に有名なるものにて。工藝志料に能代塗は。出羽國山本郡能代に於て製する所の者なり。而して其の始詳ならず。或はいふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某といふ者。此の地に來りて始て之を製すと。其の色淡黃にして木質透明す。時人これを能代春慶と云ふ。飛驒春慶と共に。春慶塗の冠たるものなり。傳へていふ。其の細塵の點汚を忌みて。舟を海上に泛

へて。其の中に塗ると。其の注意の厚きこと想ふへし。其の製出する所の者は棚。廣蓋。重箱。折敷等にして甚精好なり。故に衆人頗るこれを愛翫す。工人業を傳へて今に至る。即今石岡弥壽郎といふ者あり。力を髹法に盡す。時人稱して名匠と爲す」と見ゆ。

ノチノツキ

閏月といふは。閏月（ウルフヅキ）のことにて。九月十三夜の月をいふにあらず（十三夜月見のことは。月見の條を見るべし）。古今要覧云。のちのつき。閏月を以てうるふつきとよめるは。皇國にては後世の事なり。ふるくはのちの幾月とよめり。日本書紀。仲哀天皇紀に。元年冬閏十一月（ノチノシモツキ）とみえたるをはじめとせり。此天皇の御時より以下。皆閏月を以てのちの幾月とよみ來りしを。三百九十年を經て敏達天皇の十年にあたり二月に閏あり。潤字を用ひて。のちとよみたり。西土にては秦漢よりして。閏を以て後のそれの月といへり。いはゆる秦二世二年後九月と（史記秦楚之際月表）みえ。後九月懐王竝二呂臣項羽軍一と（漢書高帝紀）みえたり。且閏を以て最終に置事古例なり。左傳によるよし師古か漢書注に辨せり。秦用二顓頊暦一十月爲二歳首一と（天中記引左傳諸釋）いへり。漢は秦の制を用て以二十月一爲二歳首一。故に秦漢以二九月一爲二歳終一。是によりて史記秦楚之際月表。漢書高帝紀等閏月をば。みな歳終に置。ゆゑに後九月と記せり。書紀に閏月を記せる所あまたあれども。潤字を以て塡しは。敏達紀。持統紀のみなり。持統紀には閏月ある毎に。皆潤字を書たり。此頃より潤字にうるふの訓あれば。閏字をうるふとよみならひしなるべし。古今和歌集に。うるふ月とみえたれば。その前よりいひし事しられたり。此をもつて考ふるに。持統天皇の紀に。閏をしるすに。潤字のみを用ひたりしより。いつとなくのちの月といはすして。うるふとのみとなへし事なるべし。萬葉集には。閏をよめる歌見えすして。延喜の頃より。閏月をよめる歌多くみえたり。又五月二つある年。みな月二つある年など。撰集家集等にあまた出たり。閏をうるひとよみし歌もあり。又同し歌の初句はかりあまりさへとかへて。以下は句上におなじきを。後撰集に入て。よみぬしも貫之なれば同歌也。あまりとよめるも。いと面白きことなり。いはゆる先王之正レ時也。履二端於始一。擧二正於中一。歸二餘於終一と（左傳公羊傳）みえ。閏月者附月之餘月也と（穀梁傳）みえ。黄帝起二消息一正二潤餘一。則閏蓋餘分之月也と（史記）みえ。餘分之月と（說文）見えたるを以て見れば。是れ等の說に貫之もよられしなり。また月日のそふとよめるは。歌に。織女のまつに月日のそふよりは。あまる七日のあらはあれかし」と（赤染衞門集）見え。月のかさなる。或は數くはゝれるとしと（新撰六帖）みえたり。又春の閏月を春くはゝれる年と（古今和歌集）よみ。秋にはあまりある秋とよみ。冬は冬のあまりにと（六帖古今）よみ。三冬しそへはとも（新撰六帖）よめり。詳にあぐるにいとまあらず。按西土の書初て閏の事をしるせるは。歸二奇於扐一以象レ閏と（易繋辭）みえたるを始とせり。年に閏を置事は。四時の氣候をさだめ。水旱風雨の憂を推量し。寒熱温凉其時に應せしめて。正時を以て元とせり。且民時農業にかゝはりて肝要の事也。故に朞三百有六旬有六日。以二閏月一定二四時一成レ歳。以授二民時一と（尙書堯典）みえたるにても。三代の時より閏を置て時を正し。順不順の時氣を補ふ事。聖人以定置給ひし事なり。故に閏は失ふ可らず。もし閏を失ふ時は。則百姓何を以てか其生を安んせんや。左氏曰閏以正レ時。時以作レ事。事以厚レ生。生民之道。於レ是乎在矣と（文公傳）みえたるにても。閏を置ずしてかなはざる事しられたり。又置レ閏の定め大數極まりあり。いはゆる十一歳四閏。十九歳七閏是也と（漢書律暦志）。純奏曰。三年一閏。天氣小備。五年再閏。天氣大備と（後漢書）みえ。三年一閏。五歳再閏也。明二陰不一レ足陽有レ餘也。閏也者陽之餘也と（白虎通）みえ。凡閏六歳再閏。又五歳再閏。又三歳一閏。凡十九歳七閏爲二一章一と（玉燭寳典。引王輔嗣注）みえたるを以て。置閏の定め。次第ある事しられたり。又閏と閏との間月を隔事。三十二月にして一閏をうるなり。いはゆる大率三十二月則置レ閏と（正字通陳氏說引）みえ。古暦十九歳爲二一章一。章有二七閏一。三年閏九月六年閏六月。九年閏三月。十一年閏十一月。十四年閏八月。十七年閏四月。十九年閏十二月と（同上）いへるは。其大率を月に配當せるなり。もし一度失閏せは十二月螽出るに至れり。是時猶溫なれば也。故に十有二年冬十有二月螽と（春秋）記せり。又季康子問二於孔子一曰。今周十二月。夏之十月。而猶有レ螽何也。孔子對曰。丘聞之。火伏而後蟄者畢。今火猶西流。司歷過也と（家語）いへり。此閏を失へる事をいはれし也。日本書紀（仲哀天皇紀）云。元年冬十一月云云。潤十一乙卯朔戊午。越國貢二白鳥四隻一云々。又（安閑天皇紀）云。元年閏十二月己卯朔壬午行二幸於三島一云々。又（欽明天皇紀）云。九年閏七月庚申朔辛未云々。又（敏達天皇紀）云十年春閏二月。蝦夷數千寇二於邊境一云々。又（推古天皇紀）云。十年閏十月乙亥朔己丑。高麗僧僧隆雲聰共來歸云々。又（同上）云。十三年閏七月己未朔。皇太子命二諸王諸臣一俾レ着レ褶云々。又（天武天皇紀）云。二年閏六月乙酉朔云云。又云。十年閏七月戊戌朔壬子。皇后誓願之大齋云々。又云。十三年閏四月壬午朔丙戌詔曰云々。又云。朱鳥元年潤十二月。筑紫太宰獻二三國高麗。百濟。新羅百姓男女

ノチノ

苙僧尼六十二人二云々。又(持統天皇紀)云。三年潤八月辛亥朔庚申詔云々。又云。六年閏五月乙未朔云々。又云。九年潤二月己卯朔丙戌。幸ニ吉野宮ニ云々。」古今和歌集卷第二(春詞書)云。やよひのふたつあるとし云々。」後撰和歌集卷第三(春下詞書)云。彌生にうるふ月あるとし。つかさめしのころ。中文にそへて云々。」蜻蛉日記云。ことしは五月二月あれはなるへし。「年ことにあまれは戀る君かため。うるふ月をは置にや有らん」。同長歌「あはれ今はかくいふかひもなけれとも」云々。「うきよの中にふるかきり。誰かたもとかあたならん。たえすそうるふ五月さへ。かされたりつる衣手は。植し田わかすくたしてき。」藻鹽草云。潤月。月の數そふ。月のかさなる。春くはゝれる(夏。秋。冬も同かるべし。但歌には未見。「春過て衣は早くかへてしを。またその日にもなるそあやしき」。閏四月一日によめる)。秋より後の秋とも(これ閏九月盡をよめる。春。夏も是を以て心得同じとなるべし)。おなじふ月のかずそふ(後のふ月ともよめり。閏七月をよめる何れの月にも云べし)。日かずをそふ(これも閏月の心なり。但日數をそふとはかりにてはいかゝ。閏月のあつかいあるべし)。東雅云。閏月のとき古人はのちのその月といひけり。書紀に潤讀てノチといふ。即これなり。今も俗間には獨其義あり。ふるきものともには潤の字を用ひて。閏となせしと見えたり。されば閏をウルフといひしは。潤の字の訓にしたがひし成へし。」時節纂諺云。凡正月朔日より十二月晦日までの一年は。三百五十四日三十七刻なり。是は月の一年なり。日の一年は三百六十日也。天の一年は三百六十五日二十五刻なり。然は曆の正月朔日より十二月晦日まで。三百五十四日三十七刻に。四季の三百六十五日二十五刻を合て見るに大に不足の日を足て行。是故に四季も相違なく調也。若三度も閏を置されば。春一月夏に入十一月が十二月に入。閏を三度置されば。春の季みな夏となる。十二度閏を置されば。子の年が丑の年となる。扨三百六十五日二十五刻の一年を四時に分て見れは。九十一日三十一刻十五分宛なり。」日本紀通證(仲哀天皇紀)云。元年閏十一月(閏訓ニ乃知一。漢書作ニ後某月一。穀梁傳曰。閏月者附月之餘日也。積分而成ニ于月一者也。說文曰。餘分之月。五歲再閏。告朔之禮。天子居宗廟。閏月居門中。从王在門中)。又(敏達天皇紀)云。十年閏二月(潤音閏。此紀閏作潤者。事物紀原史記曰。黃帝起消息丑潤餘。則閏蓋餘分之月也。黃帝造曆始正之。今訓レ閏爲ニ字流布一。則此義也)。和訓栞云。うるふつき。閏月をいふ。閏は潤餘の義なれば。日本紀に潤月ともかけり。うるふとしと云も。西土に潤年とみえたり。天の運行三百六十五度四分度の一にて一年三百六十日を立て。月に大小あり。過る六日を氣盈とし。不足の六日を朔虛とす。此過不及を合せ。十二日三年積て三十六日の餘日あるをもて。三年に一閏を立る。五歲再閏十九年にして七閏に及べば。餘分なし。是を一章とすと見ゆ。

ノト　能登は。北陸道に屬し。地形半島をなし北海に挺出す。南は加賀。越中に界し。其の他は皆海に臨み。廣袤東西約七里。南北約二十四里。羽咋。鹿島。鳳至。珠洲の四郡あり。高波。鹽津。金剛の三崎ありて。沙嘴長く海中に延き。或は危巖高く波上に出つ。磯。中。沖の三島は。其北に排列し。其際暗礁多く。其岬東に繞り。海を隔てゝ遙に佐渡と相對す。小木。宇出津の二港は。珠洲岬の南にあり。亦海を隔てゝ遙に越中。越後と相對す。共に泊舟の地たり。七尾の入江は深く陸地に入りたる大灣にして。能登島其内に横たはり。島の左右を大口。小口とす。灣中は巨船を泊するに便なり。輪島。福浦の二港は。國の西岸に在りて。福浦殊に盛なり。越前。若狭に出たすへき物品は。皆此地より運送す。邑知潟は一名を千路潟と云ふ。鹿島。羽咋の兩郡に跨る。南北十三町。東西一里餘。其南に飯山あり。國中は法龍山。鷲巢山等相連り。一の山脈をなす。三國峠は加賀。越中の境に跨り。鷹爪。寶達の諸山に連りて。國境をなし。石動山其東に聳えて。共に高峻なり。川流數條。連山の間より發し。多くは西流して海に注く。子浦。鳳至。羽咋。神代の諸川ありと雖も。皆細流なり。其中羽咋。神代の兩川を較大なりとす。此國は養老二年。越前の羽咋。能登。鳳至。珠洲の四郡を割きて置かれたり。天平十三年。廢して越中に併す。既にして。天平寶字元年。復た置く。能登郡は後ち鹿島郡と改稱す。寬文十一年。古名に復し。元祿十三年。再び鹿島と爲す。文治二年。長谷部信連。得田章通此國の地頭職となり。信連は大屋莊に居り。章通は德田莊に居り。兩氏皆其職を子孫に傳ふ。元弘元年。中院定清。國守に任す。建武の亂。定清。足利氏の黨。普門利清と石動山に戰て敗死す。是に於て全國足利氏に歸す。天授中。畠山義深此國の守護となり。七尾の城に治し。子孫其職を世襲し。義春に至る。天正五年。上杉輝虎來り攻む。會〻義春病て歿し。兵振はす。輝虎に降り。國終に輝虎の有に歸す。七年。畠山氏の遺臣溫井景隆等。上杉氏の戍將を殺し。七尾城を復し。之に據る。織田信長將を遣り。景隆を降し。遂に全國を併有す。九年。信長。前田利家を此國に封す。利家七尾に治す。後加賀に從る。慶長四年。利家。羽咋。鹿島二郡を第二子利政に與ふ。關原の役畢り。德川氏利政の地を沒し。全國を其兄利長に與へて世襲せしむ。明治四年。廢藩置縣の時。金澤縣に屬す。既にして七尾縣を置き。越中射水郡を兼治す。五年。七尾縣を廢し。全國を

石川縣に合す。山海の物產甚だ多し。山は砂金。酸化滿俺。石材。木材。牛馬。黄蓮。半夏。茯苓を產し。海は魚介。海藻の類を出す。頗る夥し。製造物は木綿。白布。綿布。鹽。酒。素麵。漆器とす。

【能登島】は。前田侯藩治の當時罪人を此に移住せしめ。二十一の小村をなし。一萬石の貢米を納め。二十一村中諸種の工業。藝術及謠歌。絲竹。演劇等の諸職具備し。累代此業を襲て。島內を自治せしめ。以て全島人をして他地方と交通することなからしめたりしが。町村制の實施の當時合併して三村となれり。

【和倉溫泉】は。七尾を距る二里弱。海に瀕して。魚類に富み。泉質多量の鹽分を含んて。熱度甚高し。

ノリ

海苔は。一の海產物にして。其佳味なる。人の大に嗜好する所なり。其品武藏の大森。品川近海に產するものを第一とす。東鑑に甘海苔とゆふも是なり。其他國々の濱海に產するもの亦多しといへとも。いつれも大森等の產に劣れり。近來其製出益々盛になりしより。これに醬味を加へて。味附海苔と稱し。罐詰等になしたるは。頗る風味よく亦圍ひおくに便なり。さて從來大森產の品を淺草海苔と稱するは。往古淺草瀕海に產せしを以ての遺稱なりといひ傳ふれとも。これ其いつの頃まで淺草に產せしものなるか今詳らかならず。依て左に其諸說及產地種類等を揭くへし。近世奇跡考に。其角が焦尾琴に(元祿十四年板)。(上略)。石原の椎のしげしとだに。人目まれなる境には。小家そむき〳〵たてこめて。いさら川すぢを浸したる皆この流に入。其引。所の產を寄て「行水や何にとゞまる海苔の味。其角」。「雨雲や簀に干海苔の片明り。文士」。按るに。右前文に石原の椎とかけるは。本所石原椎の木やしきといふあたりなるべし。淺草名物の干海苔。むかしは淺草川にてこれを取りそこにて製したるよし云侍れども。いつの頃までしかありしや詳ならず。右の二句を考れば。元祿の頃まで淺草にて製したるとおぼし。海苔をあきなふ舊家。中島屋某にとひしに。淺草川にてとりしは。はるかに遠き事ときゝしが。品川よりなま海苔をとりよせて。淺草にて製したるは。ちかき事なり。極品の海苔は。二十年ばかりさきまでも。淺草にてすきしとかたりき。」また嬉遊笑覽云。淺草海苔。增補江戶鹿子に。淺草海苔といふは。元來品川。大森の海邊にて取たる海苔を。淺草にて製し。尊貴の御膳にも奉る故。殊更に其根元の家を吟味して調ふべき事なり。當時この處海苔や餘多有と云とも。此四郞左衞門(雷神門前うへ木や四郞左衞門)を根元とす。此者當所に昔より住してそのかみ觀音出現のきざみ。あかざを結て安置せし十人の牧童等が末裔といひ傳ふ云々。按るに紫菜諸國にありといへども。淺草のりを第一とす。これそのかみは淺草川にて製したる物故に。淺草のりとは呼たるなり。むかしは今と色も異なりとみゆ。寬永料理集。甘苔ひや汁あぶりさかな。淺草のり右同前色赤しと有。東海道名所記に。品川苔とて名物なり。色赤く形とさかのりのちいさき物なり。色赤きものは葛西のりなり。今東葛西。舟堀。二の江。今井。桑川。長島等の處にあり。その色うす紅粉の如く。白き磁器に入るゝに。紅色器につく。昔は淺草川にもいできしなるべし。懷子集「けふ緣日と參る淺草(玖也)。調菜も精進ものゝ海苔の道」。古今夷曲集。淺草海苔に歌そへてえさせたる返事に(信海)「武藏なる淺草のりは名のみなり。お心ざしの深川のもの」。信海は八幡寶藏坊なり。書を松花堂に學べり。深川浦といひしなるべし。五元集に。角田川にて「海苔すゝぐ水の名にすめ都鳥」。その頃も淺草にて專製造せし也。萬治の頃命ありてとらせらる(其後家居たちこみ。海苔など漉べき地もなく。海苔も遠く大森邊にて採ることとなりしはいつ頃にか)。事跡合考。今は唯品川浦の磯に。葉付の竹を立て。海苔をとるといへり。魚獵の爲の物なりとも。そのかみも。是に付たる海苔を取しなるべし。色の赤色は殊なれども同く紫菜なり。今大森村の土人の話を聞しに。ひゞの柴を殘らず新たに替なば。千金をも費用すべしといへり。然らばそのかみ漁に用ひしひゞは廣大なる事なるべし。今の黑き海苔は後に出來しものか。今浮田のりといふは同じ物ながら味勝れり。浮田中割にて造る。此邊大卷とて舟に卷車をなしかけ。大なる籠にてあさり蛤をとる。これらの漁人かきなどに生たる海苔を採て製る。常の淺草のりより厚く大にすきたり味まされり。又武江年表貞享四年の條に。貞享の頃より大森村の邊にて海苔を製す」といへり。

扨貿易備考に。諸國の製產品種を列記すれば。下に抄出す。【のり】(海苔又紫菜に作る)は古來志摩。出雲。石見。隱岐。土佐等の諸國より之を出し。延喜式にも之を載せたり。和名阿末乃里俗に甘苔の字を用う。蓋し紫菜は紫色の海苔を總稱するものなり。故に品類甚た多し。國ことに其形色を異にす。方今は武藏國の淺草のりを以て第一と爲す。其他上總に大多喜のり。下總に葛西のり。紀伊妹脊のり。あまのり。伊勢にまどのり(一名格子のり又しやうじのり)。出雲に十六島のり。石見にかもじのり。はちのすのり。安藝に廣島のり(又仁保のりと名く)。和泉におしろのり。若狹になまのり。但馬に瀨戶のり(一名但馬のり又城崎のり又はかりのり)。長門にむかつくのり。對馬にあまのり。佐渡のり。鴨崎のり。越後に笠島のり。丹後に袖石のり。

備前にふぢとのり（一名うきすのり）周防に三島のり。肥前に五島のり。肥後に滿願寺のり。豐前に小倉のり。伊豆に三島のり。陸前に仙臺のりあり。又大和本草に興津海苔を載せ。和漢三才圖會に。富士苔。水善寺苔。雪苔等を載せたり。【淺草のり】は一に品川のりと曰ふ。日本製品圖說に學鶉漫筆を引て云ふ。品川海苔は外より流れ來るに非す。又海岸の巖に生するにも非す。數十日間海潮に浸れるひゞより生するものにして。譬へは木耳の樹木に生する如し。故に他國の海中自然生の物と異なり。然るに之を以て。漢土の紫菜に充るものは誤りなりと。又東都歲時記を引て云ふ。往古淺草の地元龜。天正の比までは。路傍の居民此地の海濱に出て海苔を採り。乾製して鬻しより淺草海苔の名あり。今品川に產するは。貞享。元祿の比品川の海濱牡蠣を養ひし垣に海苔を生せしより。篠竹或は雜木の枝等を海中に植てしに。年年海苔の生すること多く。後は品川濱川三軒家より大森。羽田に及ひ。比々柵を海中に植ること一二里に及へり。依て彼地の漁村にて之を採り。乾して淺草に送致し。葛西よりも亦紫色黑色の二品を產し。共に淺草に送致して。之を售ると雖も。味甚た劣れりと。然れとも近今に在ては必しも然らさるなり。【うつぶろひのり】（十六島苔）は出雲國十六島海中石上に生する海苔にして。長さ二三尺細きこと髮の如し。紫黑色味極て美なり。【ゆきのり】（雪苔）は出雲國加々浦に出つ。略ぼ十六島苔にて短く紫色なり。丹後國にも亦之を出す。【をきつのり】（興津海苔）は駿河國興津より出つ。廣さ六七分或は七八分長さ六七寸。頗る厚くして紫色なり。水に洗ひ日に曝せは。變して黃白色となる食ふへし。【にほのり】（仁保海苔）は安藝國安藝郡仁保島近海（河水注疎鹹淡兩水相交る淺汀）に產する海苔にして。ゐびらのり。すきのりの二種あり。【くろのり】（黑海苔）は若狹國海中の岩石に生す。臘月之を採る。黑色にして麗はしく。味も亦美なり又能登國に產す。【あをのり】（靑苔）は諸國出す所各小異あり。尾張國のながあをのりは長さ一尺餘。さゝのりは形の篛葉の如く乾し成す。播磨國網干のさゝはのりも同形なり。一に是をあぼしのりと曰ふ。又淡路國に出つ。靑苔に極て細きと粗きとあり。〇さゝのりは粗し。其粗きものを備前國にてがにのすと曰ひ。紀伊國にてあをさと曰ふ。阿波國の靑苔は微黑色を帶ひ。小豆島の產は短くして廣し。土佐國四万十川の產は長さ五六尺。周防。土佐二國の產は共に廣くして綠色深し。延喜式には伊勢。參河。出雲。石見。播磨。紀伊。阿波より靑苔を出すことを載せたり。【はゞのり】は相模國足柄郡早川海中の石上に生す。長さ四五寸許。而して表裏を辨し難し。十月より明年四月に至るの間に生す。【ゑやうじやうのり】（猩々海苔）は菓子を調製しところてん及ひ濁酒を澄淸し。其他食物に調用す。【せとのり】（瀨戶海苔）はあさくさのりに似て粗なり。【とさかのり】（雞冠菜一に雞脚菜に作る）は處々海濱石上に生す。狀略は雞冠に似て細齒あり。深紅色味淡甘にして美ならす。正赤なるものを錦苔と曰ひ。又色相似て圓きものを【やまもゝのり】（楊梅苔）と曰ふ。又紀伊國に闊葉の一種あり。鳥馬埸とさかと曰ふ味殊に美なりと。延喜式に伊勢。參河。出雲。石見。紀伊より。鳥坂苔を出すことを載せたり。方今產地は志摩國英虞郡船越村。伊豆國海濱。伊豫國北宇和郡下灘浦。肥前國南松浦郡五島三井樂村海濱。肥後國天草郡二江村等なり【さくらのり】（櫻苔）は又紅菜と曰ふ。海底に生す。色黃白或は淡紫にして。形櫻花に似たり。乾し貯へて食用に供す。產地は伊勢國度會郡士路西條村。紀伊國日高郡芥村。土佐國高岡郡小鶴津村。豐後國南海部郡丹賀浦等なり」。【海苔類の產地】は攝津國島上郡芥川村。眞上村。服部村。萩谷村。島下郡上音羽村。車作村。信賀村。能勢郡倉垣村。吉野村。山田村。地黃村。田尻村。野間出野村。余野村。切畑村。木代村（以上猩猩海苔）。西成郡布屋新田（乾製布屋海苔）。今在家村（靑苔）。伊勢國度會郡土路西條村（神仙菜及靑苔）。樫原村（靑苔）。相賀浦（海苔）。神前浦（はゞのり）。三重郡旭村（靑苔）。桑名郡獵師町（白魚入海苔。但甘海苔或は靑海苔を以て製す）。志摩國答志郡石鏡村。國崎村（共に神仙菜）。船津村（靑苔）。英虞郡片田村（神仙菜）。越賀村。尾張國知多郡（共に海苔）。大野村（靑苔）。參河國寶飯郡。渥美郡。遠江國敷智郡濱名裏海。鞢坂驛（共に海苔）榛原郡靜波町。川崎港。山名豐濱町（共に靑苔）駿河國有渡郡三保村。益津郡濱當目村。伊豆國君澤。賀茂二郡海濱。那賀郡安良里村。相模國三浦郡猿島。公鄕村（共に海苔）。足柄下郡岩村（磯海苔）。早川村（はゞのり）。武藏國荏原郡大森。大井村邊。橘樹郡大師河原村（共に乾海苔）。上總國周准郡大堀村。人見村（海苔）。下總國東葛飾郡堀江猫實二ヶ村（葛西海苔）。常陸國多賀郡磯原村（海苔）。那珂郡菅谷村（磯海苔）。平磯村。前濱村。鹿島郡磯濱村（共に海苔）。磐城國磐前郡永崎村（ごも海苔）。菊多郡關田村（鏡海苔）。陸前國牡鹿郡。桃生郡。本吉郡。宮城郡（共に海苔）。本吉郡氣仙沼村（柴海苔）。氣仙郡沿海（柴海苔又乾海苔）。陸中國東閉伊郡織笠村。陸奧國西津輕郡鰺ヶ澤町（共に海苔）。松神村（百足海苔）。東津輕郡一本木村（打海苔）。北津輕郡。下北郡大間村（海苔）。尻屋村（袋海苔）。羽前國沿海諸村。羽後國由利郡小砂川村（共に海苔）。南秋田郡八森村（黑海苔）。若狹國大飯郡近海。遠敷郡泊浦。三方郡各村。越前國敦賀郡各村（共に海苔）。加賀國江

ノリ

沼郡黑崎村。能登國羽咋郡福浦村。鳳至郡大澤村(共に黑海苔)。越中國下新川郡北鬼江村(堅海苔)。越後國岩船郡海府。刈羽郡鯨波村。頸城郡笠島。佐渡國加茂郡内外海府(共に海苔)。羽茂郡澤崎(乾海苔)。雜太郡海濱各村。丹後國。但馬國二方郡三尾村。美含郡田久日村(共に海苔)。城崎郡瀨戸村(瀨戸海苔一名但馬海苔。又城崎海苔)。因幡國岩戸村(海苔)。出雲國楯縫郡十六島浦(紫苔 十六島海苔と稱す)。石見國安濃郡波根西村。邇摩郡溫泉津。美濃郡高島(共に海苔)。那賀郡湊浦(百足海苔)。播磨國揖西郡濱田村(めのり及青海苔)。莿屋村(青海苔)。安藝國安藝郡仁保島(海苔伯箭海苔。瀧海苔二種)。沼田郡廣島區江波村(黑海苔。青海苔二種)。賀茂郡下市村(海苔)。周防國吉敷郡江崎村(紫海苔又清海苔)。長門國豐浦郡神田下村(海苔)。粟野村。大津郡瀨戸崎浦(共に青海苔)。見島郡見島(廣海苔)。紀伊國海部郡和歌村(和歌海苔)。日高郡大引浦(紫菜)。有田郡。日高郡(青海苔)。北牟婁郡海野浦。盛松浦(共に海苔)。長島浦(くわ股苔)。淡路國三原郡沼島浦(こや海苔)。阿波國海部郡惠比須濱村(海苔)。麻植郡勝浦。小松島村。讃岐國鵜足郡宇多津村。多度郡西白方村(共に青海苔)。伊豫國新居郡禎瑞村外一ヶ村(神仙菜。此種は廣島縣下の產と同等にして濃紫色を上品と爲し。淡紫色を下品と爲す。收期は寒中より中春に至る。而して販路は松山。宇和島。西條。今治の地方なりと云ふ)。古川村(青海苔)。南宇和郡菊川村外一ヶ村(神仙菜。此種は紫黑の二種あり。其製したる寸尺は淺草海苔に四倍し。厚さは五六倍す品位は新居郡の產に亞ぐ。收期及び販路上に同じ)。柏村(芽海苔)。西宇和郡下泊浦(海苔)。北宇和郡日振島(沖津海苔)。桑村苔楠村(紫海苔)。土佐國高岡郡小鶴津村(海苔)。大津村(青海苔)。幡多郡柏島村(甘海苔)。筑前國宗像郡大島村其他沿海諸島(海苔)。豐後國南海部郡大島(大島海苔)。浦代浦及び各浦(鷲尾苔)。西國東郡玉津村(氷運苔又青苔)。大分郡小中島村(青海苔)。肥後國(五島海苔)。天草郡富岡町(寒苔)。玉名郡滑石村(玉名海苔)。日向國那珂郡福島西方村(百足海苔。伯剝海苔。味噌漬二種)。大隅國始羅郡。大隅郡櫻島(以上海苔)。薩摩國川邊郡久志村(紫海苔)。片浦村。泊村泊浦(青苔)。琉球國今歸仁間切(海苔)。膽振國室蘭郡(黑海苔)等なり。【かはのり】(水苔)は。川流石間等に生する苔類なり。美濃國山縣郡圓原村。大野郡水鳥村の產著名なり。また相模國愛甲郡宮ヶ瀨村布川の急流に生するものは。秋冬の際より發生し。明年初夏に至て稍や繁茂し。七月中旬に至り大いに長す。長さ五寸乃至一尺のとき手を以て摘採す。【あをくらのり】(青倉海苔)は。上野國甘樂郡青倉川に生ずる一種の溪苔にして。八月より十二月上旬に至るまで能く茂りて枯れす。【ふじのり】(富士苔)は。富士山の麓精進川より出つ。形狀紫菜に似て青綠色味美なり。【わかのり】(和歌海苔)は。紀伊國海部郡和歌浦玉津島明神。河の邊三非寺の下等に產する水苔にして。質は淺草海苔に異なることなし。【すゐぜんじのり】(水善寺苔)は。肥後國に出つ。色ふじのりに似て方形なり。之れを煑るに亂れす甘美なり。【じゆせんたい】(壽泉苔)は筑前國夜須郡秋月の名產にしてかわたけのりを以て製す。其種五あり。壽泉苔。紫金苔。波の花。はながた。鹽漬苔是なり。抑々壽泉苔は秋月の人遠藤共易といふ者。寶曆十三年之れを發見し。其の製未た成らすして歿し。其子共氏其遺志を繼き亦果さす。文化六年其の孫某に至り始て之を製すと云ふ。【水苔の產地】を擧れは。駿河國富士郡芝川(芝川水苔)。甲斐國都留郡瑞穗村(富士苔)。相模國愛甲郡宮ヶ瀨村(水藻)。武藏國西多摩郡日原川(川苔)。美濃國大野郡水鳥村(水鳥川苔)。山縣郡圓原村(水苔)。上野國多胡郡小平村(川苔)。北甘樂郡青倉村青倉川(青倉川苔)。下野國安蘇郡作原村野上川(蓬萊水苔)。日光大谷川(川苔)。阿波國那賀郡澤谷村(青藍苔)。土佐國高岡郡瀨戸村(川苔)。筑前國下座郡辰永村(川苔即ち壽泉苔に製するもの)。筑後國生葉郡星野村(川苔)。豐前國企救郡本町紫川(青苔)。豐後國直入郡柏原村(陽目川苔)。玖珠郡大隈村(川苔)。肥後國上益城郡矢部鄕菅村内大臣川(内大臣苔。又矢部苔)。阿蘇郡上田村。滿願寺村赤馬場川(川苔)。菊池郡原村菊池川(菊池苔)。託摩郡(水善寺苔)。神水村字川中島(清水苔)。八代郡球磨川(川苔)。日向國臼杵郡高千穗川(紫苔)等なり。」さて又【あさくさのり】は。武藏國品川にては秋分の比。先つ楢(ナラ)。櫧(カシ)。欅(ケヤキ)等の(櫻樹は海苔を生せすと云ふ)疎朶(方言之をひびと云ふ)を海中に植つ。然する時は凡そ三十日經て。始て苔芽を生し。又三十日を經て採取し。以て四月に至る。而して之を乾製するには塵芥を去り。屢々潮水に淘洗し。細剉して槽中に入れ。淸水を加へ。而して架床(流し臺と曰ふ)の上に小箔を置き。箔に適應する框を其上に安し。枡を以て槽中の海苔を挹み。框中に傾瀉し。水悉く滴盡すれは乃ち框を去り。直に箔と共に他に移し。日乾し剝取して貯ふ。十枚を以て一帖と爲す。【ワカメノリ】はアセタケ或はシノと名くる枝多き竹の疎朶を水中一面に排置し。十一月より明年四月に至るまて之に掛る所の水苔を採り。水に洗ひ穢垢を除き。細剉して蘆簾に架框を置き。其の中にて一抄き風日に曝乾す。但抄製の拙なるに由て表裏甚た厚し。然とも近年は東京近鄕大森邊の抄師を雇傭し。盛に抄製すと云ふ。【ハバノリ】は退潮の時採收し。直

に萱箔の上に攤布して圓形と爲し。日乾すること凡そ六時間。濕氣全く盡るを俟て箔を下し。五枚を以て一把と爲し。之れを貯藏して凡そ二十日ことに日乾す。其の濕氣の侵襲を怕るればなり。此くの如くすれば明年五月に至るも尚保存す可し。【ニホノリ】は安藝國に二種あり。其の採收して塵芥を去り。直に乾燥せしめたるを【スキノリ】と曰ふ。而して眞黑なるを上品と爲し。紫黑色なるを下品と爲す。採期は十一月より翌年一月に至るの間と爲す。又同國廣島市江波村にては。海苔篊と唱ふる(枝梢ある篠竹を林列す)ものを海而乾潟に設けて。之れに著く所を採收す。二種あり。上等は黑海苔(即ちカキノリ)。下等はアヲノリ(アヲサに類似す)なり。皆食料に供す。本村人民十中の八九は皆此業を以て生計と爲す。收期は十二月より明年三月に至る。多く京都。大阪。愛媛。岡山の地方に販賣すと云ふ。【セトノリ】は採取の後。淸水に洗淨し。布囊に納れ水液を搾取し。其の鹽氣の在留せる分を選び茅簾に貼附し。風日に曝乾し貯ふ。製苔の時節は十一月より明年三月に至る。一年製額凡そ五千枚。五枚を以て一貼と爲す。アヲクラノリを採るは。九月中旬より十月上旬に至るまでを以て眞期と爲し。笊を投して之を汲み取り。板上に布き列ね手を以て打ち伸し。熨斗鰒の如くして方形に截り。風日に曝乾し貯ふ。食用に供す可し。【カワノリ】は美濃國山縣郡圓原村にては。五月より九月に至るの間を以て之を採る。其六七月の間に採るものを以て上品と爲す。之を製するには能く水桶に洗ひ沙を去り。竹簾を以て漉き成すこと紙を製するが如くにして。曝し貯へて食品に充つ。然れとも多く産せすと云ふ。又相模國の水藻は。採收の後細剉し。水藻凡そ一升に水一升五合の率を以て。桶中に匀拌し。水板に移し排布して日乾し。適宜に裁切すと云ふ。○各地海藻を採製するの法許多ありて海苔の種類多しといへとも。元といつれも一種のものなるへし。又ふのりも海産物にして海苔の一種なれは。之をも爰に併叙せり。

【海蘿】貿易備考にフノリ(海蘿。延喜式鹿角菜に作る)は海濱の石上に叢生す。紫色或は黃紫色採り乾して食用と爲す。古來肥前國五島平戶。紀伊國熊野。陸前國仙臺。南部及ひ松前地方其他志摩。伊豆。阿波。土佐。周防。對馬諸國に出す。●延喜式には。伊勢。尾張。參河。播磨。紀伊。阿波より鹿角菜を出すことを載せたり。方今產地は攝津國大阪(晒海蘿)。伊勢國度會郡土路西條村。阿曾浦。神前浦。相賀浦。中津濱浦。多氣郡中大淀村。志摩國答志郡菅島村。桃取村。英虞郡船越村(方言羽二重苔)。御座村。名田村。南張村。參河國幡豆郡佐久島村。伊豆國那賀郡濱村。相模國三浦郡浦賀町。松輪村。武藏國南葛飾郡上平井村(南部及ひ伊豆七島の產を以て製す)。上總國夷隅守谷村。近江國神崎郡能登川村。犬上郡堀村。陸前國牡鹿郡。桃生郡。本吉郡。宮城郡。氣仙郡沿海。陸中國東閉伊郡。西閉伊郡沿海。北九戶郡種市村。唐田村。南持濱村。中野。陸奧國上北郡泊村。下北郡大間村。易國間村。東津輕郡東田澤村。一本木村。北津輕郡小泊村。三戶郡。八戶十三日町。羽後國由𥑠郡䑺越村(小フノリ)。周防國佐波郡向島。長門國豐浦郡粟野村。豐浦村。紀伊國名草郡。海部郡。日高郡。東牟婁村。西牟婁郡沿海。北牟婁郡白浦。南牟婁郡古泊浦。阿波國海部穴喰浦。木岐浦。伊座利浦。伊豫國北宇和郡日振島。蔣淵浦。西宇和郡。三崎浦外四ヶ村磯崎浦。喜木津浦。三机浦。筑前國志摩郡姬島。遠賀郡小石村。豐前國築城郡港村(小フノリ)。上毛郡小挽村。豐後國南海部郡丹賀浦。北海部郡。速見郡北石垣村(小フノリ)。肥前國南松浦郡五島各村。北松浦郡。笛吹村外各村。東松浦郡呼子浦各島。肥後國天草郡。宇土郡大田尾村。薩摩國川邊郡片浦村。藏の元村。對馬國全國。膽振國室蘭郡。日高國幌泉郡猿留村等なり。又フノリを採る。紀伊國にては初冬より暮春の比に至るの間。自ら海岸に放散し。或は磯邊にあるものを採收するなり。其海より擧りたるものをクロクサと唱へ。之を草蓆の上に攤け。普く水に灑くこと五六回。白色となるに至るまで曝乾し。然る後又架匡を列ねて。其中に攤け日乾す。又阿波國海部郡穴喰浦にては。一月より四月に至るの間。退潮の時に臨み。岩礁に生するものを摘採し。日乾して貯へ。七月中旬河水に浸し。手を以て能く揉み。筵蓆上に攤布し。稍々乾かんとする時は。篿を水に浸し。以て水を洒くこと七八回。其後乾燥せるものを適宜に裁切し。重ねて一把と爲す。之れを筵乾海蘿と稱し。上等と爲す。卽ち絹布等に塗抹するもの是なり。又採收して直に乾燥せしもの。之を下等と爲す。此等は墻壁及ひ瓦屋を裝する爲。灰泥に均和するの料と爲すのみ。故に大阪にて之をシックヒノリと稱す。又同郡木岐浦にては一月より四月に至る間之れを採り。直に日乾し。微淡水を以て淨洗し。砂石介殼を除去し。蓆上に攤布して日乾し。稍々淡黃色に變するを見て。之れを收む。筵乾と稱す。又冬月より早春に至て採收する嫩芽は。其形纖細にして色深し。之をコブノリと稱す。專ら食用に供す。又豐前築城郡港村にて赤菜(コノリ)を採るは。每年十二月中旬より翌年三月下旬に至の間。退潮を候ひ。海底の礁石上に附著するものを刈り。水に洗ひ砂石を去り。布袋に入て。絞り取り。草蓆上に木製の模型(厚五分方一尺)を置き。赤菜少許を其中に入れ。指頭を以て之を壓し。日乾すること一日間。乾定の後剝取し。二枚を合せて三折し。

之を一把と爲す。一ヶ年の製額凡そ一萬枚なり」と見えたり。從來ふのり需用は食物にあらされとも。其粘着力の强きを以て。張りものには殊に必要の品とせり。

ノリアヒバシヤ 乘合馬車の初りは。文久の頃。橫濱と東京の外國公使館との間の通信をなす爲め。外人の馬車往復を行ひたるを嚆矢とす。是は便乘を許す位に止りて。賃錢を取りて營業せしには非るべし。後橫濱。箱根間に營業馬車の開業あり。外人の始むる所にて。後日本人も之に倣へり。明治八年四月。東京にて乘合馬車の人を傷くる者あるを以て。東京府は其取締法を規定せることあれば。此前より市街に乘合馬車の營業開始せられし事と見ゆ。十年七月。警視廳は馬車營業取締規則を定め。駁者の採用及び驅走方の注意を指定す。十二年三月。乘客の定員を定め。十三年十二月。車輛の檢査を行ひ。駁者に鑑札を携へしめ。必す賃錢表を揭けしむ。十四年十二月。馬一頭に乘員六人と定め。妄に馬を酷遇鞭撻するを禁ず。二十一年六月。未丁年の馬丁を禁ず。二十二年十月。乘合馬車營業規則を定め。鐵道馬車をも併せて取締れり。是より先各府縣また同樣の規則を發布せり(テツダウバシヤ參看)

ノリト 祝詞は。のりとごとといふを略せるなり。元は宣命(參看)も祝詞も一つものなり。和訓栞に云。のつと。祝詞をよめり。宣言の義なり。古事記に。詔戸言。萬葉集に。能里等其等と見ゆ。そを畧して。のりとゝもよめり。中臣祓に。天津祝詞太祝詞と見え。萬葉集にも。ふとのりとごととよめり。業資王記に。祝詞者。祝二彼神德一。告二此敬意一也といへり。神祇の詔賜御言を承て。兒屋命の宣申す也。令集解に。中臣宣祝詞者。時行事宣二參集之社々祝部等一也と見ゆ。神代のまゝの傳なれは。天津のりととはいへり。」また古事記傳に。布刀詔戸言。萬葉十七(五十一丁)に。奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波夏倍。書紀に。乃使三天兒屋命掌二其解除之太諄辭一。太諄辭此云二布斗能理斗一。大祓詞に。大中臣天津祝詞乃。太祝詞事乎宣禮。これらは祓除に宣を云り。又月次祭祝詞に。天照坐皇大神乃大前爾申進留。天津祝詞乃太祝詞乎。鎭火祭祝詞に云々。如二橫山一置高成氐。天津祝詞乃太祝詞事以氐。稱辭竟奉久止申などあるぞ。此の祝詞の趣なる。名義は宣説言なるべし。能流は必しも貴人の命ならでも。人に物を言聞するを云(彼大祓詞に大中臣に宣と云るが如し。その外にも例いとおほかり)。説は書紀に太諄辭と書る諄字(説文に告曉之熟也といへり)の意なり。久度久と云言も。此のりときごとの意に近し。俊頼の歌に。「はふりめなき罪のつもりのかなしさを。ぬかのこゑ〳〵くどきつるかな」云々。さて能理斗と常に云は。言を畧けるなり云々。式に。左京二條太詔戸命神社。大和國添上郡太祝詞神社。對馬上縣郡能理刀神社。下縣郡太祝詞神社あり」と見えたり。

ノリモノ 乘物。(カゴを見よ)

ノリユミ 賭弓。江家次第云。射禮の後朝を以て行はる。射禮。正月十七日。賭弓。翌十八日。其略に云。主上射場殿に出御云々。射手四人立具て之を射る。南にあるもの二人。射了て後に退出す。次の者歩進む。又次者到來を待つ。其退出路。左近は射場の北の砌より退き。右近は弓場の東面北間小蔀の下より退く云々。勝方亂聲して。勝負の舞を奏す。左羅陵王。右納蘇利。」賭弓は淸和天皇貞觀二年正月十八日に始て行はる。公事根源に是は天子射場殿にのそみて弓を御覽ずる也。仲春に弓をみる事。禮記などにも侍るにや。堋をつき的をかけて。左右の近衞左右の兵衞四府の舍人どもの射侍る也云々。事はて。後に大將射手に饗をたまふ。是をかへりあるじと云也。」射禮は賭弓の前十七日に行はる。正月なければ三月十三日のよし公事根源にみえたり。尙射術。射禮の條參看すへし。又射遺と云は。射禮の翌日也昨日射禮に參せざる四府に。今日射させ給ふ也(歲時記栞草)。」また【射遺事】正月十八日に行ふ。江家次第に云く。外記著二藏人所一。令レ奏下有二射遺一由上。藏人奉レ仰差二內豎一。召二參議一人一。有二賭弓一時。撰二參入公卿之中參議一人一差(或於二弓場殿座一被二定仰一)。無二賭弓一時。可二催遣一歟。承平七年九記。外記參二殿上一仰。令三召使催二之。參議參入候二殿上一。藏人仰云遣二建禮門一。令レ射二昨日射遺一(近例或不參入。直向建禮門云々)。參議先著二左仗座一。召二外記一問二諸司具不一。次著二大庭幄一(出レ自二春華門一取二弓矢一)。辨外記史等相從。少納言不參。諸衞佐著。不レ設二諸大夫座一無二左右陣一。射遺府將可レ著歟。本右衞門。左兵衞可レ遺也。而近代將佐不參之府遺レ之。又近衞不レ可レ遺。而近代間有二其例一(承平七年左近射二遺之一)一獻。酒司行酒。外記申二代官一。居二粉熟一。二獻。箸下。三獻。居二飯汁物一。箸下。次將曹若志等召レ名(或以二醫師一爲二代官一)。諸衞射(當府射了且將佐退出)。次官雖二不參一。參議帶二長官一者令レ射レ之。日暮者各令二二人射一レ之。事了退出。若有二賭弓一者。歸參經二階下一著座。射遺射了由可レ申二當座上卿一(近代不レ申)。若無二賭弓一者。歸參可レ令レ奏二射了由一云々(近代不レ申)。以上承平七年九記」とあり

ノルウエイ 那威。又諸爾威と書す(スウエーデムを見よ)。

ノレム 暖簾。(ナウレムを見よ)

ノロシ 狼煙は。非常の會圖にうち揚る火をいふ。德川氏の時。砲術習練の

ため。毎年七月。江戸の濱苑の沖に於て。幕府砲術家これをあぐ。諸藩の火術家も願立の上。執行することあり。晝夜とも遠近の壯觀とする所也。嘉永の末。異國船渡來以來。外舶の出入多きがため。狼煙打上ることは廢止せり。和漢三才圖會云。狼烟(今云乃呂之)以二狼糞一積レ之。寇至卽燃。以望二其煙一謂二之狼煙一。考狼糞煙氣直上。雖レ有二烈風一不レ斜。狼煙花火。用二大竹筒一盛二藥末一。中入二紉一端一。鐵砲打上。炎上レ天紉亦飄々飛。謂二之晝狼煙一。又如二流星一而大。其尾光長延。謂二之夜狼煙一。共以爲二軍中合圖之捷法一。狼糞雖二最佳一。難二多得一。故今不レ用レ之。而如二樟火藥一。樟腦。硫黄。鹽硝。鐵粉等(分量口傳)。調合盛二革袋一(長三尺許周二尺許)。竪二大竹竿一燃レ之。斥候者窺二敵形勢緩急一。其數或一。或二三(任二合圖一也)。また和訓栞に。烽煙をいふ。野狼矢(ノロシ)の義にや。西陽雜俎に。狼糞煙直上。烽火用レ之と見えたり。」物徂徠の鈐錄に。山鹿流には薪を積み。其中へ狼糞。雌黄。陽起石。石黄を入。燒と云へり。陽起石には正眞なきものなりと。異國の書に云たれば。經驗の法には非るべし。また武備志に。靑煙。白煙。紅煙。黑煙。紫煙の法あり。それをのろしに用ゆと山鹿流に云へり。のろしは遠く見るものなるに。五色の煙分るべき樣なし。虛誕の說疑なし。山鹿流のろし臺の仕樣あり。可レ笑ことなり。席上の作りことと見えたり。又捨篝。飛脚篝とてあり。陣屋の外張にてたくを捨篝と云。遠處より段々たきつぐを飛脚篝と云。是も烽火の心なり。土手を小くつき。其影にてたくことなり。謙信流に野篝と云ことあり。谷間森林の陰に。長き木を積み。風上の方より火を付て捨置くを云。他流の捨篝なり。又眞篝とも袖篝とも云て。もと篝の外に陣屋の周圍に處々に立ることあり。土手をくひちがへにつき。其かげに穴を掘り。其内に居てかゞりをば土手の外にてたくなり」といへり。なほ篝の條を見るべし。

八之部

ハイイウ　俳優。むかしは役者といひしが。今は俳優とよぶもの多し。劇場圖會にしるすところに依れば。役者は大昔に於ては敢て期限を定めず雇聘したるものなるも。貞享年間に至り毎年三四月頃各座とも各自隨意に其座に雇入るべき座員を選び定め。先第一に立作者を定め。次に座頭となすべき役者。次に立女形となすべき役者を選び。順次其他の役者を定めたり(後には座頭を第一とし。次に立作者を定めたり)。然るに時の名人上手と呼ばれし大立者の役者などは。各座競ふて其座々に抱へ入れんと爭ひあふの結果。自然に其給料を糶上ぐる樣になりしかば。寬政六年に至りこれ等の弊を防ぐが爲め。從來の如く各座隨意に役者を選定せざることに定め。毎年四月中旬を以て三座の座元及び帳元等相會し。其の年の顏見世狂言より雇入るべき役者の分配方を熟談協議して決定することゝなしぬ。しかして其議決の結果により。其座の與役より役者に出勤方の談判を開き。給金の額を定めて契約を結び。手附金を渡し。役者より手附證文を取りたるなり。其期限は毎年十一月より翌年十月までを一期とし。其期間内は決して他座に出勤せざるの約束なりし。然るに文政の頃よりして。十一月以後臨時に役者を雇入る事往々行なはれ。其後天保以降に至りては。終に又京阪各座の風習に慣ひて。一興行毎に役者を選定雇聘するやうになれり。尙ほ略言せば。貞享以前は無期限に役者を抱へ入れ。貞享よりは一箇年を期限となし。各座隨意に選定し。寬政に至り三座合意に役者を撰擇し(期限は同じく一箇年)。天保以降より現今の如く一興行を期とし役者を雇聘するやうになりぬ。扨此より【役者の役柄】に就て其區別を示すべし。素より役者とて各長所得意ありて。何の藝にも適するといふ者少なければ。自然に其役者の容貌。技藝等よりして。適任なる役を配するを以て。いつしか數種の分類を作り出せり。其種類左の如し。【立役】立役とは元來女形を除くの外總て男子の役に扮するもの丶名稱なれども。いつしか普通の善人に扮する役のみを指して立役と呼ぶやうになれり。所謂實事仕。荒事仕。和事仕など皆此立役に屬するものなれども。其所作に異なる點あるを以て。各其名目を別にせり。【實事】實事とは、名を捌き役とも稱す。彼の「阿古屋琴責」重忠の如きをいへり。【荒事】荒事とは例の「暫」の役の如きものにて誰も知る所なり。【和事】和事とは一名を濡事ともいひ。「廓文章」の伊左衞門の如きをいふ。【和實】和實とは字の如く實事の堅くるしきことなく。又和事の輕々しきことなく。つまり實事。和事を折衷したるものなり。「在原系圖」の蘭平の如し。【辛抱役】辛抱役とは「千兩幟」の稻川の如きをいふ。つまり實事なるも。忍耐を重んずるの役として別に名を設けたり。【ぴんとこな】ぴんとこなの所以未だ考へず。されど濡事の部に似たるものなりとか。「伊勢音頭」の貢。「天の網島」の紙治などこのぴんとこなりといへり(以上六種を呼びて。立役六等といへり)。【敵役】敵役は即ち惡方なり。昔は惡人形といひて。敵役と稱せざりしが。元祿以後より敵役といひ來りしとぞ。凡て惡人に扮する者にて。之に實惡。色惡。實敵。平敵。半道の五種類あり。【實惡】實惡とは。惡中の最惡なる

ものにて凄味充分なるをいふ。【色惡】色惡とは。衣裳など綺麗に着飾りたる惡方をいへり。【實敵】實敵とは。憎氣と凄味充分ながら。幾分か寂しげなる役柄をいふなり。【平敵】平敵とは。實惡の重々しき中に凄味なきものをいふ。【半道】半道敵とは一名を「ちやり敵」といひ。實惡の可笑味ありて。重々しからざるをいふなり。兎角「道化方」と混じやすし。半道化方の畧語とも思はる。【道化方】道化方は專ら可笑味ある役をいふも。半道と混ずべからず。道化方とは。一口に言へば馬鹿者に扮する役なり。【親仁方】親仁方は字のごとく年老いたる男子の役を云ふ。【花車方】花車方は年老たる女子の役柄を云。【若衆方】若衆方は半立役たりしを以て。立役より之を補ひ。又役柄によりては淫靡の態あるが爲め。往々女形より之を補ふこともありといへり。【子役】子役はいふまでもなし。【若女形】若女形は即ち普通にいふ女形なり。女子に扮するは花車方と此若女形の二種あるのみ。」先役者全體を分つて以上の如く八種に區別せるも。其内の役者に乏しき時。又は病氣等の爲めに差支へを生ずる際は。座中よりして。其の不足を補ふなり。即ち所謂【加役】なり。是れ役者の缺乏を補ふの方便に過ぎざりしに。現今に至りては。荒事の役者女形に扮し。又女形よりして立役に扮する等の異觀を演ずるも。人の怪しむことなきのみならず。反つて大入の札を揭ぐるは奇を好むの心盛んなるの招く所にして。觀劇の具眼者といふべからざるなり。因に記す。加役の始まりは。明和三年市村座にて「忠臣藏」興行の際。女形缺乏の爲め。已むを得ず由良之助を勤たる元祖尾上菊五郎が。戸名瀨を兼ね勤たるに初まれりとぞ。扨之より身分に於ける【役者の階級】を揭ぐべし。【立者】立者とは所謂名題役者以上の總稱にて。なほ三種の別あり。即ち大立者。名題看板の繪組に上る者。及び役割番附の奧書に上る者。これなり。【大立者】とは總立者中。特に優等なる者にして。男子に扮する立役ならば座頭。又女形なれば立女形になるべき者をいふなり。【座頭】とは即ち一座總役者の頭にして。立役の首席を占め。樂屋一式の支配をなす役なれば。役者はいふに及ばず。芝居一同の者に重んじ敬はるゝ身分にて。威權強き代りには。又萬事に心を配り。芝居の入不入に依ては。それ〳〵に意見を出し。部下の役者に適不適の役を見分け。依怙贔屓なく都ての役者を引立るやう心掛け。一座員の圓滑をつとめ。又は役者の勤惰を監視する等の責任ありしに。後年に至り其職掌を兎角に怠る者多かりしかば。權力も自然の間に薄らぎ。其幾分を立女形に奪はるゝ樣になれり。【立女形】立女形とは女形の大立者にて。即ち女形の頭にして。同じく其首席を占め。女形の役者を監督し。座頭と協同して並び立ち。上位に居るなり。尙此の座頭。立女形の外に頭取といふ者あり。【頭取】は樂屋取締の職にて。常に二階下の樂屋に設けある。頭取座に居りて。役者の不品行を戒め。無用の者（特に女中などの）。樂屋に出入するを制止し。又は役者の衣裳刃物に注意し。役者病氣引の節は即座に名代を選定し。或は出語り淨瑠理の口上を勤め。或は焚捨を日々仕切場より請取て。役者其他に配分する等忙しき職掌にて（焚捨とは。芝居一日に費消する品にて。鼻紙。熖硝。炭團。煙草。紅。白粉。蠟燭の類）。萬事座頭の補助ともいふべき役なり。されば樂屋一式の定例を心得し。古老の役者を以て此頭取に充つるなり。」名題看板の繪組に入る者はいふまでもなく。其の名を繪看板に列するをいふ。【名題】或は【名題役者】などいふは。此の繪看板に入るよりの謂なり。役割番附の奧書に上る者は。名題に上らざる役者以下をいふなり。【間中】とは又相中と書し。又名題下ともいふ。即ち立者と中通りとの間に位し。間もなく名題に入るを得べき場所なり。【中通り】とは。俗に板の間ともいふ。立者を上等とし。下立役を下等とせば。中通りは則中等なり。又之を板の間といふは。三階の板の間へ敷物を敷きて部屋とするが故なり。又中頭とて此中通りの内より老功なる者を選び。中通の役者の取締並に給金の分配等を扱ふものあり。又此内より技藝に熟したる役者を選び。立廻りの身振所作を案じ出し。種々の殺陣（タテ）を作りて立者へ渡し且教ふる者あり。之れを殺陣師といふ。【下立役】とは俗にいふ稻荷町にて。若い衆。小詰。お下などゝ呼べり。又向側ともいふ。稻荷町とは樂屋に祭りある稻荷の兩側に。囃子方と下立役との部屋ありければ。之を囃子町。稻荷町ともいひ。總稱して兩側ともいひ。下立者だけを向側ともいふなり。又下立役だけは。其座に居据りて年毎に異動なき故に居なり町ともいふ一說あり。又お下とは此下立者の部屋のみ二階の下にあればなりと。下立者の内にも頭一人ありて萬事を監督するなり。此下立役の役廻りは。通常の狂言にては捕手。駕舁き。町人。百姓の仕出し。鳥。猫。犬。猿。狐の鳴聲（陰にて聲色をやるなり）。蛙。蛇。鼠。鳥を遣ひ動かし。日覆より星。雲氣などを釣り上げ釣り下ろす。差出し（又かんてら。つらあかり）を携へ。口上觸れ（頭取の口上に續き淨瑠理役人替名などを讀む）。揚幕の呼び（御上使樣のお入り。御歸りなどの類）。幕の內の呼び（團十郎じやアい。菊五郎じやアいなど。次の幕へ出づる立者より相中までの役者の名を呼び。立見客に知らせるなり）。聲觸れ（口上觸れの後などに。役者音聲をいためたる斷りの口上をいふなり）。急用の呼び（何町の誰樣樂屋口まで急用の

類）。以上。稻荷町の役者は。所謂新姿婆とて。素人より役者に入る最初の階級なれば。種々舞臺以外の雜用に從事し。其技を錬磨するの餘地少なければ。中通りに立身する者少なしといへり。且つ給料の如きも十興行二十圓以下なるを以て。往々淫風に亂れ易く。浮薄の婦女を迷はし收入の助けとなすものありといふ。因に記す。現今は此稻荷町の名稱を廢して。新相中といへり。こは明治の初め坂東彦三郎の意見によれるものなりとぞ。【子役】子役は立者。間中。下立役抔の差別あらず。子役として一種の階級あるなり。其他昔時は。制外子（又は色子。新部子。舞臺子など）といふ者ありしが現今はあらず。其制外子といふ所以は。女形。若衆形に不足ある時は。陰間屋より美少年を抱入れ其補缺となしたれば。則ち制限外の役者なるを以て名づけしものと云へり。（因に記す。此他役者の階級としては。或は上中下等の三等に分つあり。或は一等より八等に分つ等。公稱の階級なきにあらざるも。是れ現今の俳優は。營業税を賦課せらるゝが爲めに生じたる等級にして。税額の標準たるものなれば。敢て一定のものにあらず）。立者の役者。舞臺にて絕句。秀句其他間違麁相あれば。樂屋一同へ蕎麥を振舞ふなり。昔の川柳に「一言絕句樂屋中そばだらけ」といひしも蓋此事なり。【俳優組合規則】此は東京の俳優等協議を遂げ。組合事務所を建設し。營業及び地方の營業税其他俳優營業鑑札願ひ等の事を辨理す。右申合初めは團十郎頭取の位置に据りしが。爾來投票に依て之を定むることとす。右申合規則は左の如し。第一條。此組合は明治二十八年二月二十六日東京府廳の下命に基き東京府下俳優を以て成立す。第二條。此組合を名けて東京俳優組合と云。第三條。此組合の役員は頭取一人。副頭取一人たるべし。第四條。此組合の雇員は書記一人。事務員二人を置き。尙繁務の時は臨時雇員を置く事あるべし。但書記以下の給料。旅費。日當は正副頭取協議の上之を定む。第五條。頭取選擧の方法は二等以上の俳優を以て被選者となし。六等以上の俳優を以て選擧有權者として左の各項に從ひ選擧すへし。第一項。正副頭取は同業者の技藝優劣を鑑別し。其等級を查定する任に適當なる者を選むへし。第二項。正副頭取は滿二十五歲以上滿六十歲以下とす。第三項。高點者同數の時は年長を以て當選者とす。第四項。投票は選被選とも記名にして選擧者は氏名の下に認印押捺すへし。無記名無印の者は無効たるへし。第五項。當選者不得止事故ある時は辭任するを得。第六項。正副頭取當選者辭任せし場合は次點者任之。第六條。正副頭取の任期は滿三年とす任滿て再選することを得。第七條。正副頭取缺員ある時は第五條第六條に從ひ補缺選擧を行ふへし。第八條。頭取は此組合に對する諸達向は勿論。其の他重要の事項等は組合員に通知すへし。第九條。頭取は俳優開業及其他の屆書に連署すへし。第十條。俳優開業の際當組合申合規則承諾證へ調印すへし。第十一條。俳優にして其門下の開業せんと欲する時は其師より當組合へ證明すへし。第十二條。俳優開業及其他等級變換。又は改名。轉居屆出等總て頭取の連署を乞へし。第十三條。各劇場へ警察官其他御係り官御臨場の節無鑑札の者は勿論無之筈なれとも。內部御巡視も有之候に付各部屋及支度所に掲けある席札へ。鑑札面にある等級を記載し置ものとす。第十四條。税金は懈怠なく上納すへきは勿論なれとも。往々税金怠納より御處分を受る者有之。組合一般の體面を汚すに付納税代人を相立へし。第十五條。俳優の等級は正副頭取協議の上定むるに付指定の等級を違背すへからす。但頭取に於て依怙の取計無之と雖とも。萬一不當と認むる時は其理由を申出へし。第十六條。普通の事項は頭取に於て取計と雖とも。重要の件は五等以上俳優衆議の上定るに付。集會の報告を得たるときは速に參會すへし。若し缺席して異存あると雖とも無効たるへし。但至急を要する場合は此限にあらす。第十七條。頭取は組合員名簿を製し置へし。第十八條。頭取は組合員中可成同藝名無之樣取扱へし。第十九條。副頭取は頭取を補佐し疾病。旅行其他差支ある時は其代理をなすへし。第二十條。正副頭取不得止して一時旅行する場合は不在中三週間內に限り。組合事務所に於て組合事務を處辨すへし。第二十一條。組合員の等級は左の八等に分つへし。一等より八等迄を制限とす。第二十二條。組合員にして廢業。死亡屆其他の事故にて鑑札返上に付ても頭取の連署を乞へし。第二十三條。自一等俳優至五等俳優營業者は移轉若くは其他何等の事故たりと雖も。鑑札書替筆墨手數料を要せさる事。但し新規開業及昇等は手數料を要す。自六等俳優至八等俳優營業者は移轉若くは其他何等の事故たりと雖も。鑑札書換筆墨手數料を要する事。但し廢業。死亡等は筆墨手數料を要せす。第二十四條。自一等俳優至五等俳優營業者は此組合に於て諸費を仕拂ふ爲。組合入費として左の割合を以て月々出金を要す。一等金一圓。二等金五拾錢。三等金二拾錢。四等金拾五錢。五等金拾錢。但し免税者は出金を要せす。自六等俳優至八等俳優營業者は組合入費出金を要せす。第二十五條。組合入費收支決算報告書を製し。每年五等以上俳優へ配付すへし。第二十六條。組合入費殘額は頭取に於て預り置。組合員死亡等非常の災害に罹りたる者ある時は。正副頭取協議の上相當に惠與することあるへし。但殘額金百圓以上に相成たる時は。郵便貯金又は銀行へ預る事ある

へし。第二十七條。組合員旅行。出稼を爲す者は其都度組合事務所へ口頭又は郵便端書を以て屆出へし。但し歸京の時も亦同し。第二十八條。組合員親睦の爲毎歲一回組合俳優親睦會を催すへし。第一項。集會日は各自營業の都合を計り。前以て頭取より夫々報告すへし。第二項。集會の場所は適當の地をトし同樣報告すへし。第三項。當日會費は正副頭取協議の上之を定むへし。第四項。出會承諾の上は不參者と雖とも當日の會費返附せす。第二十九條。當組合員は品行方正にすへきは勿論に付。出勤劇場中漫に觀客の席に臨み且不品行の所爲あるへからす。若前記の所爲ある者は。頭取は勿論各師匠にて篤と教戒を加へ向來不都合無之樣なすへし。第三十條。當組合事務所を當分本所區本所相生町三丁目十八番地に置く。但し組合員一同へ通知すへし。第三十一條。當組合事務所に書記を置く。萬一正副頭取一時旅行の時は。一等書記を以て代理事務を取扱はしむへし（明治二十九年三月規定）。【俳優給料】等はゲキジヤウに出づ。其他カブキを參看すべし。

【河原者】俳優の事を河原者又は河原乞食と云ふ事。德川氏の頃より起る。蓋し勸進の小屋を河原に立つること多きより出でたる名なり。或は云く。俳優には女子の私通する者あり勝なるを以て。乞食なる名稱を與へて賤民となし。之に近より交はること無からしむるの策なりと。其の身分卑きを以て。德川氏の頃。大名は其の技を見に往く事なく。俳優は柳營及び諸侯の邸宅へ召さるゝことなし。山村座の俳優生島新五郎が奧女中江島と通じ。長持に入りて柳營に出入したる事露はれしより。新五郎は遠島。江島は逐れて尼となりし事あり。松平出羽守が磊落豪宕紀律を破りて。岩井半四郎を邸内に招き女に扮せしめて。客に茶を侑めしめし事は。當時人の擯斥せし所なりき。天保の御趣意に。俳優は道路を往來するに必ず編笠被るべき旨を達せられ。彼等は迷惑一方ならず。之を手に携へ又は腰に挾みて。申譯となし。下等の俳優は之を買ふべき資なく。手づから木片に笠の形を彫りて。煙草入の根付となし。以て口實となしたるもありと云ふ。水野越前守退職後此の禁緩みたり。

バイイム 賣淫。（シヤウギ。ミツバイイム。バイドクケムサを見よ）

バイウ 梅雨。（ツユを見よ）

ハイカイ 俳諧は。初め連歌より出でゝ。主として滑稽を弄べる遊戲文字の一體なりき。佐々成一連歌小史に曰く。同じく三十一字を以て同詩想を反復する錯列は。如何に富贍なる言語を以てするも何時か盡る時あり。和歌の範圍は日に月に縮少しぬ。殿上人は新しき遊戲文字を思ふ事切なりき。此に於てか連歌起りぬ。こは其上代に於ける短歌の本末を分けて二人にて詠せし遊戲と。支那の聯句とを折衷して成りし者にして。王朝の末葉に起り。南北朝室町の世に至て隆盛を極め。德川時代に及んでは俳諧調のもの最盛に行はれたり。其初は和歌と共に殿上に弄ばれしが。藤氏の衰運と共に地下の者となり。僧侶。武人の間に傳播して。稍ゝ所謂平民的傾向を生じ。俳諧調となりては全く平民的の者となり。檀林。蕉風の徒が鬱勃たる詩才は盡く此に傾倒されたり。而して近代に於ける唯一の平民的韻文と稱せらるゝ發句は。實に其第一句より胚胎したり」と。俳諧は滑稽體の連歌なりしを。貞門。檀林を經て。殊に元祿の芭蕉に至りて。土芳の所謂「詩歌連俳共に風雅なり。上三つの物にはあます所あり。俳は至らずと云所なし」とし。即ちすべての詩美を容れて餘さゞらんことを務めたり。こゝに於て當初の俳諧とは全く其意義を異にするに至れり。同時に發句を獨立せる十七言の詩形として弄ふことゝ。貞門檀林を經て益々進步し。遂に發句は俳諧（俳諧の連歌の義）より獨立するに至り。十七字の短詩は元祿時代に至りて大成せりといふも誣言に非るべし。しかも當時俳諧といへば連句をなすをを本體としたるに。明治に入り新派俳人起りては。全く十七字形の短句のみを以て俳句とし。連句を斥くるに至り。俳人及俳句といへばこの十七字を作るものとなすに及べり。左に古書に散見するところにつき古今俳諧の事を記すべし。【俳諧の事】貞丈雜記に云。俳諧師と云者。古はなき物也。近代のことなり。連歌師は古よりあり。俳諧歌と云歌は古今集にもあり。上古より有事なり。俳諧と書てたはぶれごとゝよむ也。常の歌のごとく正直によまず。詞をあやつりてたはぶれたる事をよむを俳諧歌と云也。其躰をまねて連歌にたはぶれ事をいふは。俳諧の連歌と云ふ。是今の俳諧と云物也。俳諧歌と云物は。狂歌の事也。近年の俳諧は文字の數の合たるばかりにて。常のあだ言也。」梅園日記に云。寢覺のすさひに。古今集打聞に。加茂翁の說とて。今の本に俳諧とあるは寫し誤れるなりとありて。そのかたはらに細注して。秋成とかいへる人の云く。草の手にて。誹とまぎれたるをおもはで。後にさまぐいふは。いたづらことなり」と書たり。（愼言按に。是より前。餘材抄に。今本誹とあるは。俳字のなだらかなる草書の相似たれば。誹となれるなるべしとあり）。按するに。古今集その外の書に。誹諧とありて。俳と書ることなし。からくにの書にも。誹諧と書たるあり。隋書に。侯白。字君素。好レ學有ニ捷才一。爲ニ儒林郞一。通脫不レ持ニ威儀一。好爲ニ誹諧雜記一と見えたり。世說新語補の注にも。誹諧とあり。草の手に誤り書るなりといへるは。なかぐ〱にたがへり。俳と古音にては通

せしならんと南畝申されき(以上れざめのすさび)と云り。同じ南畝の俳諧歌集の序に。按史漢有二俳諧字一。宋袁淑。有二排諧集一。隋書侯白傳。稱レ好二誹諧一。然則。俳。排。誹。字皆可二以通一とあり。按するに。もと俳諧と書べきを。下の諧字の言偏。上の俳字にうつりて。誹となりたるなり。

俳諧歳時記栞草に云【俳諧字義の事】史記滑稽傳注。姚察云。滑稽猶俳諧也。言諧語滑利其知計疾出。故云二滑稽一也。靑藍云。古今集に誹諧とあるより誹と俳の議論諸抄にみえて一决しがたし。されど古今集打聞に今の本に誹諧とあるは寫し誤れるなり。草の手にて俳と誹のまぎれたるをおもはで。後にさま〴〵いふはいたづら事なりと眞淵翁の考へかくの加し。正字通誹(敷尾切音斐)。說文謗也云々。俳(鋪埋切音牌)俳優雜戲也云々。同義にあらざるをみるべし。さるを隋書侯白字君素。有二捷才一。爲二儒林郞一。通脫不レ待二威儀一。好爲二誹諧雜說一。また世說新語補の注にも。誹諧とあれば。いにしへは俳と誹と通ぜしものなるべしといへる馬琴翁の說はわろし。世說の本文に。侯白好二俳諧一とかき。開卷一笑七之卷に引たるにも。俳諧とあれば。誹は俳の誤りなること徵し。支考が十論に。芭蕉家の書法には。人偏の俳諧を用ふべしといへるも據あり。」【俳諧の連歌】詩家に俳諧體あるに傚ひて。和歌に俳諧體をわかつ。またこれに傚ひて。連歌に俳諧體あり。さて俳諧連歌のはじめといふべきは。莵玖波集(雜體連歌之部俳諧といへる條)。「奥山に船こぐ音やきこゆなり」といへるに。貫之これに續て。「なれる木の實やうみわたるらん」。又「あやしくも膝より上のさゆるかな」といへるに。實方朝臣これに。「越のわたりに雪やふるらん」と附られしなど。當時多かり。また俳諧發句のはじめといふは。同上(片句連歌と云る條)。「黑男黑戸のかたに音すなり」。堀川院御製」云々。俳諧十論。文明の頃ならん。山崎宗鑑法師は。其世に俳諧の名あるより。守武望一も夫を學びて。百韻をつゞり。千句をつられ。貞德。貞室は。宗匠の名ありて。唯俳諧の言語をつたへられしが。貞室はやゝ吉野山の花を詠じ。「これは〳〵とばかり花のよしの山」。隅田川の鳥に吟じて。「いざのぼれ嵯峨の鮎かひに都鳥」。其句は和歌の姿情にかなへば。今の俳諧の根さしとやいはん。其のち難波の宗因は。武城に檀林の額うちて。俳諧の涅覔は破りたれど。耳に言語のをかしみを得て。眼に姿情のさびしさをしらず云々。靑藍按するに。貞風の涅覔といへるは。「五畿内にふるしら雪やつめた飯」。五器といふより。雪を飯とみたてたるなり。又檀林風の。眼に姿のさびしみをしらすとは。「摺子木も紅葉しにけり唐がらし」といへる。例の輕口をさしていへるなり。

葛の松原(元祿五年印本支考撰)芭蕉庵の叟。一日嗒焉としてうれふ。曰。風雅の世に行はれたる。たとへば片雲の風に臨めるがごとし。一回は皂狗となり。一回は白衣となりて。ともにとゞまれる處をしらず。かならず中間の一理あるべしとて。春を武江の北に閉たまへば。雨静にして鳩の聲ふかく、風やはらかにして花の落る事おそし　彌生もなごりをしきころにやありけん。蛙の水に落る音。しば〳〵ならねば。言外の風情この筋にうかびて。蛙飛こむ水の音といへる。七五は得玉へりけり。晉子か傍に侍りて。山吹といふ五文字を。かうむらしめんかと。およすげ侍るに。唯古池とはさだまりぬ云々。此句に自己の眼をひらきたまひ。正風の一派ひろまりけるとぞ。【俳諧の大意】俳諧の名は。史記の滑稽傳より。古今集にはじまり。連歌にうつりてより。宗鑑をしたひ。守武を學び。俳諧の詞はひろまりたれど。一座の興のいひ捨にして。今の俳諧の姿情にあらず。且俳諧の心を傳へたる人なき故に。芭蕉の翁俳諧に古人なしといふことを。ひそかに門人にさゝやきて。家訓の秘文とはなせりけるとぞ。その俳諧の心とは。虛實の自在より。世間の理窟をはなれて。風雅に遊ふをいふなりけり。さて俳諧に三條あり。世情の人和は五倫の常法にして。おかしきは俳諧の名としろべく。さびしきは風雅の體としろべし。人よく此三つをしろときは。身に千重の羅綾をかざるとも。薦一枚のさびをわすれず。口に八珍の菓肴をつらぬとも。一瓢の飲の樂をおもひ。心に世上の變をしりて。笑言に耳を遊はしむる。俳諧自在の人といふべし。これらのことはりをわきまへて。よく俳諧に遊ふ時は。産を破り業を怠るといへる。放逸のうき名もなく。かへつて世法の一助たるべし。嬉遊笑覽に云。俳諧を古くより誹諧と誤り來れり。されば連歌して書んには可なるべし。俳諧と連歌は。猿樂の能と狂言のことし。古へ連歌の客には。二三句つゝにて入興したりとなん。宗鑑が犬筑波集(山崎宗鑑法師は近江源氏にて佐々木の一族なり。志那彌三郎範重といひし。延德の頃六角高賴甲賀山に籠り居しに。將軍義尙公軍勢を引率し馳向ひ。勾里の陣中にて薨し玉ひける。範重も供奉せられしが此時初めて浮世のあだなることを悟りて。頓て髻を切。津の國尼崎に閑居せられしが。後に山崎の郷に遷り常に油筒を鬻きて世わたる業とし。朝け夕げには烏目十錢づゝはたごに持行しとなり。室には藥罐一つより外は蓄るものなしといへり。」新著聞集はそれらをあつめたる也。守武が千句より長くつらぬること起れり。宗鑑。守武同時の人なれども。守武は宗鑑より十年あまり後れたり(浮生が原俳論に。山崎の宗鑑武先生の正統を學ひて。犬筑波を撰むといへるは誤なり)。

守武が千句の跋に。周桂かたへ此道の式目いまだみず。みやこにはいかむと大かたのむれたづれしかば。かゝる式目は予こそ定むべけれ。さだめよそれを用ゆべきのされたる返事くたり合せ云々。本連歌に露かはるべからず。大事ならむか。兼裁このみにて心ものび。他念なきとて長座には必らずもよほし。庭鳥がうつぼになると夢をみせ。増入に一はしをわたり。宗碩は文かよはしの自讃に。入りあひのかれをこしにさし。宗鑑よりたび〳〵發句などくだし侍り。近くは宗牧一二座わすれがたく。それらをたよりにておもひよる事しかなり云々(この時天文九年にて守武六十八歳なるべし。周桂は堺の人宗碩が子なり。兼栽は兼純が父にて。奥州の人。宗牧は宗養が父なり。これも堺の人。いづれも連歌師なり。其の後松永清左衛門貞徳。【俳諧の宗匠】となり。その式を定む。雛屋立圃これをうけて。嚔草を著す。貞徳が御傘は。その後に出づ。是れより法式定りて。今に至る。そのかみ千句もする人は稀にて。令徳が獨吟千句に。貞徳おく書をして。守武已後千句といふもの俳諧に見すといへり。後には次第に多く。西鶴は一日に二萬三千句をつられて。二萬堂と號したり。貞徳門人多けれども。その跡を受たるは安原貞室なり(許六が滑稽傳。また堀江林鴻か中島隨流著したる永代記の返答にも委しくいへり。然るを浮生が滑稽太平記には。山本西武讓をうけたりといへるを正として。正章が承應三年(貞德身まかりし翌年也)の試毫をそしれり。西武は貞德に隨ふこと久しく。正章は晩年の弟子なれば。令徳。宗呼らも西武につきて貞室をにくみしなるべし。また貞徳が西武に俳諧の批判を免したりといふはさも有へし。これより前に立圃。重頼いづれも一家を立たり(重頼が犬子集編輯も。貞德が免したる也。寛永八年より十年に終る。その間立圃と確執のことありて。重頼は貞德の破門となる。又鷄冠井令徳が崑山集は。慶安二年開板なれば。これも批判を免されたるなるべし)。批判を免されたる者。西武のみにあらず。江戸には齋藤德元。石田未得。高島玄札等みな同時の人なり。德元寛永十八年に俳諧初學抄を上木す。是江戸に俳諧書を彫刻する始なり。何れもその門葉また多し。」誰か身のうへ(四)。ある人はいかゝいの發句すへきやうをたづねられ侍し。予いはく。發句のいたしやう。いさゝか習ひも有なりと。古人も仰られしかど。初心のうちは世上に出たる俳諧の書を能く覺えて。其の時を知るをもつて一つの習といたしさふろふ也云々。問云。すでに世に出たる集を手本とせよと仰らるれども。今世の集には集一つには非言の書二つも三つもあれば。いづれを正とし。いづれを邪とせん。答云。尤よきふしん也。され共其内に山非などいへる書には。いまだ非言もなくよき書かと覺侍る。此書の作者は大和物語の抄などもせられたる。人のよくしりて世に用ること也。問云。されども此作者の句に。「山里やいつも正月門の松」とあるを去人難せしは。もし此句を「山里やいつもむ月の門の松」とよみさふらはゝ連歌たるべしと。答曰。これこそいはれれ非言なり。先この發句はいつも正月といへる世話にて。したてたる句なり云々」。宗鑑。守武の頃は。おかしく興ある事を專らとしたり。其後は理屈になりぬ。附合も連歌の古體にて。四つ手附。嚏附。取なし附などにてありしを。西山宗因出て其古風を變し。談林風を起す。それより文字あまり。或は漢句のやうにて怪調なるとをいへり。こゝに於て桃青之を改めて正風體となす。凡物はしつくす時に必らずかはる。よのならひなり。又攝津國伊丹に。鬼貫といふ者あり。姓は上島氏。俗稱與惣右衞門槿花翁と號す。大阪に住て小兒の導引をなし。今も鬼貫導引とて小兒の足より上へもみ上る按摩あり。貧窮自滅せんとせし事。凉袋か頭陀物語に。其文を載たり。重頼が門人にて後一家をなす。」宗因江戸に來りしは。松意が招によりて。寛文二年春(于時五十三歳)なり。江戸【談林風】これより盛りなり。此時の記行自筆にて。東日記といふものあり。綾錦に。延寶中武江に下るとあるは非なり。又俳諧家譜に。立圃が門人に村田常長といふ者あり。其養子を常矩といふ。師父の俳風を好ます。一風流を作て世に鳴る。宗因が談林。鬼貫が伊丹。皆こゝに出といひ。又宗因は惟舟が門人たる歟などいへるはみな僻言なり。去來抄云。先師常に云らく。上に宗因なくんば我々が俳諧今以て貞德の涎をねぶるべし。宗因は此道の中興開山なりといひ。許六が滑稽傳に。西翁は連歌宗匠なりしが俳諧師となり。古風の俳諧を叩きやぶり。天地の間に獨歩す。世擧て宗因風と稱す。又常矩がことをいふ處に。洛の田中常矩は季吟の門弟なり。後談林に移る。洛の談林は大方常矩が門弟なりといへるにても知へし(家譜の作者は京師の人なれば。常矩が門流の說によりたる誤にや)。桃靑が俳諧の大旨は。答曲水文にみえたり。其文に風雅の道筋大かた世上三等に相見え候。點取に晝夜を盡くし。勝負をあらそひ。道をみすして走り廻る者あり。彼等風雅の内のうろたへものに似申候得共。點者の妻子の腹をふくらし。店主の金箱を賑し候へは。ひかをせんには增りたるへし。又其身富貴にして日にたつ慰は。世上を憚り人事いはんにはしかじと。日夜二卷三卷。點取勝たる者もほこらす。負たる者もしいて怒らす。いざま一卷など。又とりかゝり。線香五分の間に工夫をめぐらし。事終て即ち點取など興することゝも偏に少年のよみかるたにひとし。されども料理を調

ハイカ

へ。酒を飽までにして貧なるものをたすけ。點者を肥しむること。是又道の建立の一筋なるべき歟。又志をつとめ情をなぐさめ。あながちに是非をとらず。これより實の道にも入べき器なりなど。遙かに定家の骨をさぐり。西行の筋をたどり。樂天が腸をあらひ。杜子が方寸に入やから。わづかに都鄙かぞへて十の指ふさす。君も則ちこの十の指たるべし。能々御つゝしみ御修行御尤に奉存候。」鬼貫が獨言に。俳諧は狂句作意をいふとのみ心得たるばかり。一槩にかたよるべき道にもあらず。猶ほ深き興もやあらんと。延寶九年の頃より。骨髓にとほりて。物みな心にそむをなく。やゝ五とせを經て。貞享二年の春。誠の外に俳諧なしと思ひ設けしより。そのかさりたる色品も。かの一句の巧みも。ことぐくうせて。それぐはみなそらごととなりぬ。また云。當時もてはやす俳諧の中に。此句を聞給へと語り侍るを。前句は何といふにやと問人あれば。今時前句を尋ね給ふは扨も古めかしく侍る。當風は前句などに拘はることは候はずといふ人などもありげに聞ゆ。にがぐしくこそ。古談林風。伊丹風などいひて(かくいへるをみれば。【伊丹風】はもとよりの名にて。鬼貫が一風立てし後の名にはあらず)。句にさまぐ異形をつくせし時節も。更に前句を忘るゝことなく。或は文字をけうとく餘したる句も侍れど。二句隔る掟を守らずといふことなかりし。又云。古は一座百韻の俳諧をも毎句に覺えて。歸りて人に語り。書止もし侍りし。今當風といふは歌仙の句をだに覺ゆる人なし。これを思ふに古は緣語をつたひて付侍れば。一句ぐ思ひ出さる。今は前句に緣語なき事を詮なりと覺えて。作り立たる句にてあれば。何とらへて思ひ出べき種もあらじ。ひとへに前句に付ざる咎なるべしといへるは。さることにてその頃より付合はかゝる類多し。其角が錦繍緞に。利休が茶湯道具新古の目きゝは商人にこそあれ。道を好むものはたとへかけすり鉢にても。時に宜く用べきと用ふまじきとのさかひを辨ふべしといへるを引て。俳諧もさのごとし句は道具なり。點はあき人なり。俳諧過ての點なれば。其席に交りて。是は長。これは丸。珍重などゝ點にあてゝ目利せらるべきは。本意なるまじくや。打こしのむつかしき處か。席のしぶりたる時に宜く付流したらば。たとへ無點の句なりとも是用也。點者の心ろをかれて。句ごとにあらぬ工みをめぐらし。人の前句をうばひなどせんは。無下に口をしきはたらきなり。用無用のさかひ。新古の分別こゝろざしを高く守らば。自然の風流にあらはれて。幽玄の一句もいかでおもひはつしぬべきやといへり。此言誠にしかあるべきことゝおもはる。」俳諧染絲(西鶴が門人炭翁元祿十六年撰)。【一巡のこと】別にかはる事なし。我句前になりたる時案したる句を別紙に書付けて苦しからずば。其元にて御書留被下よと次へ送る。是れ大法なり。宗匠あれば銘々右の通の作法にて御目に懸る。當世その辨へなし。指合の句も考なく書付て送る。次より氣をつけて戻せば。初の句を消して。又脇に書付る體なり。嗜ていつ迄も本式を守るべし。鬼貫獨言(享和三年)。いにしへの俳諧は來る幾日の興行なりと前廣に定め置て。詠草に刻付して再々返までも廻したれば句數もいでき侍り。當日に至りて。或は朝飯後よりはじまりたるは。夜半をも越て終り。又晝過て集りぬるは。大かた夜もしらぐと明わたる程に滿ぬ。今時の俳諧は。再返をだにまはすこと稀なりければ。座の上の句數は。おほく侍れど滿る處はいにしへの席の三分が一にもたらず。古人は各々沈思して。尤毎句に宗匠の心を伺ひ。宗匠はまた故なき句を取となし。あるは前句に不便を加へ。あるはのりなじみを專一に案じ侍りければ。おのづから時のうつりたるなるべし。」花見車(元祿十五年)。昔は一會興行し。禮義正しかりしよしないひて。當時は點者よりひたすら會をすゝめ。料理出れば一巡よむまでもなく。盃とりどりにまはし。我句前にあられば。大聲に雜談し。はては大酒になつて懷紙はいづこにあるやら。點者に藝をさするやら。歸りにはいとま乞さへせず。さて翌日宗匠の方から馳走の禮を述にゆくなどいへり。

【點法】は。染絲に添削古法は。長。珍重。平この三の外なし。長は秀句を感し。一點かくるは殘多しと。二點に及べり。珍重は仕がたき處をかやうに致さるゝ珍重にこそあれと一點半に及べり。平は勿論點の通りにして。別の子細なし。近年は世上の俳諧上手になり。又點者もそれぐ能聞分て。二點の長より二十點迄は善惡細かに見分て。添削に及ぶ時氣に隨て可なり。去る人申しけるは。えぼし附色めくに隨て文字不通の旁々人に讀でもらふて。點引人あり八十點迄を聞分。夥しき印判を拵へ朱印をおす云々。」俳諧家譜(寬延四年)。往古の點は。和歌。連歌に傚て平句。長點の二つのみ。長に及はず平に勝るものは。傍に珍重の字を書て之を一點半とす。又長點の中尤も秀者は。朱圈を加へて褒美し。之を三點とす。近世五點。七點。花鳥の形を彫刻み潤色して興を催す。十點。二十點。百點に出づ。遂に千點印あるに至る。抑古へは百韻の內點あるもの十。二十にして三十句に及ばず。今は百韻の內無點のもの。僅に一二。皆墨の者亦多し。故に古は點なきを以て輸とし。今は高點あるを贏とす。是時世の風俗なり。今古何ぞ異ならん。今千點の高判はこれ古の朱圈なり。之につぎて五百點。三百點は古の長點なり。百點已上は古の平點なり。其中百

點に至らざるものは古の點なきものなり。米仲か靭隨筆(寶暦中)。むかし長點は卷中の秀逸とする也。其後風流うつりて趣ある句を長として拔群とはせず。沾徳云。發句脇。第三までは。主客功者のする事あれば。さはることなくば第三までは長點しかるべし。近年は發句より表八點大かた主なき句にて詠草したゝめける。沾徳のこともいたづらになりたり。脇起のはいかいも今は只一通りにて意味の差別なしといへり。おもふにかく點數の高くなりしは。染絲にいへる。えぼしづけの點者より始まれるなるべし。」翁草に。半時庵淡々が傳に。點譜等を時の人の氣に應ずるやうに製し。花押に靑印を交へ書拔といふことを始めしも。此の淡々なり。」永點は鷺水閑話に。一點をかくると云ふこと和歌にはゞまりて。古へはつましろしといひけるなり。點を乞ふ人ある時は。すぐれたる歌と思ふには。食指をのべて。そつと爪形を横につけ玉ひたるなり。その上に再吟して初の爪形を加へたる上に。又かされてつましろしをかくる是を長點といふ。」大阪に一時軒惟中と云ふ俳諧師ありし。人の【長點】のことを尋ねしに。答云。其句のあまり面白さに。上より點をかけて句のとまりまでも引下げたれども。猶面白さにひかされて其點はまだかけたらず。やがて上へ筆をあげて又一點下にぐる〳〵とたぐりておかんもいかゞしければ。かけたるものなりと云々(テムシキ參看)。

【正風體】といへる姿は。桃靑これを唐むといへども。これよりさきに正章既にその端を開けり。されば支考も貞室がことをこの老人は俳諧の中興にして。芳野山に花を詠じ。隅田川に鳥を吟ず。當時正風の祖といふべし。此老晩年に俳諧を知るか。自己の短册をば燒捨けるといへり。桃靑が不易流行の二體をとなへ初めしは。去來抄に。正風といふことは。奥羽行脚の内に工夫し給ふと見えたり。此年(元祿二年)の冬始て不易流行の教を說たまへり。長頭丸以來手を込る一體久しく流行し。世人俳諧は如斯ものとのみ心得て。變ずる事をしらず。宗因一度そのこりかたまりを打破り給ひ。斯風天下に流行し侍れどいまだ此教なし。」靭隨筆に。朱來云。芭蕉は正風の土臺をすゑたり。古流秀句口合などはやりし中を。美しく改めて詩歌の意に同くせしは器量なり。其角は芭蕉をひつくりかへしたる者なり。作者なり。芭蕉はひつくりかへすとも其角はひつくりかへしがたしといへり。江戸は其角。嵐雪が二派となりて今に行はる。」世の諺に。俳諧師を座しき乞食といやしむこと。もと連歌師をいへり。歌林雜話に。紹巴がことをいふ處。古今は近衞殿より御傳あり。稱名院殿は。かれは乞食の客なればとて御ゆるしなきなり。」後の俳諧は。おもしろき句もあれど。大かたは端書前文なければわからず。其意解てみれば何事もなく。おかしくもなきが多し。天狗はいかいの如し、【天狗はいかい】は葛藤に。「おのが老年號しらず名もしらず。秀序」。「住りけり天狗はいかい。秀億」。類柑子。歌の島の條。いつを昔と名付たる編集。北村湖春にことばをそへさせ。句の首中を分て付習はせ侍りしも。今は二昔のことなりけり。近來の冠付は教へかた先褒美の盞よりも起りて。專ら人の本心をくるはせ。放財ものにしたり。泥江はじめは鷗をうかめしに。後汚濁の腐才に流て。舟につむ程の諸道具椀。家具。絹布。夜具。ふとんのたぐひ。源氏物語の箱入。春曙抄。つれ〳〵の諸抄。すべて人のほしげなるものを書あらはし。一番。二番。三四十番まで。それ〳〵の句主に配分せしほゞに。福引の水をのまぬものぞとかろ〳〵しう心得て。十歲の男女丁兒小僧まで。他につけてもらひながら物をとらぬやからは下手なりとのゝしり。よきゝぬ得たれば。此の點者よくものしれるなりと。ほめわたる端々町々。予よりよき所に看板をかけならべ。夜々燈を挑て群集したり。風雅の狐狸なれば弶をのがれて產業となるこそ和光同塵のことはり。鷺佛、如の見ゆるし成べし云々。つら〳〵彼天狗どもの飛行するやうを見侍るに。いづくの杉の上に住ともしられずして。蝙蝠の出るころに必しも行ちがへり。その中の大團扇を以て座したるは首領とかや。最上源三と一二の賽をあらそへる者也。その住山々雪なれば十月の比より師走をへて。二月の末までは民家にまじはり。人間の胸裡を亂漫し正法觀念の席を妨け。一萬三千の句形を招くといへ共。白雲に花のうつろへはあらしと共にちりうせたり。」かくいへれば初めは褒美も盃などにてありし也。天狗に比したるは虛文ながら。天狗はいかいと云ことゝは。いひしものなるべし。」花見車。前句付の一番勝れたる點者は。唐にもなしと云。かやう〳〵の名句をやりたれど一點もなし。點者でも杭でもあるまゞきとのゝしる」などいへり。」春臺獨語に。頃日の俳諧といふものは。さのみ笑ひ興ずるほどのおかしきことをいはず。意趣いかにとも知がたし云々。其句をかきつけたるものを見れば。何やらんえもいはれぬことを。えもしられぬ文字にてゐろしてものしれるやうなりき。つゐて筋なきもの也。又云。元祿の初の頃より【前句付】といふこと起れり。其法宗匠より下の句を出して多くの人に上の句を附させて。點に第一第二の品を命して。甲乙の次第に隨ひて賞を行ふ。その賞或は布帛或は器物などそこばくの直ある物を出す。其品物に望みなきものには其價の金銀を出す。これを得むとて貴賤となく句を附て點錢を費す。是則博奕の類なり。世俗これを好むほどに下句に上句を付るも猶

ハイカ

ハイカ

むづかしとて。宗匠より上句の初五文字を出して。次の七文字五文字を諸人に附さするをになれり。是を【冠附】とも【笠附】ともいふ。かくいやしきわざになりぬれば下部の童。げす迄も俳諧といふをなしりて。笠附して褒美とらむとするほどに。いよ〳〵賤くなり。寛永の頃より冠の五文字を三つ出して。三つ冠に各〻七文字五文字を附させて勝負をわくるもあり。是れを三笠附といふ。是れ彌博奕に近し。其後五文字の冠をも出さす。下の七文字五文字の詞をもやめて。唯數の文字を封して外より其數をはかりて。札を入て其數の當れるを勝として。金錢とらする事になりぬ。こゝに至りてはまさしく博奕なれども。本の名を存してなほ三笠附といふ。この【三笠附】さかりになりて。賤きものはいふに及ばず。士君子も是をなして得つかむとする程に。得はつかずして多の財を費し身を失ひ。家を亡すもの數をしらず。此を上に聞えて享保の初よりきびしく三笠附を禁ぜらる。其後禁を犯して刑にあふものあれ共。今に至る迄猶は絶すときこゆ。和歌の流その末變して博奕となるべしとは。住吉玉津島の神もいかでかしろしめさむ。あさましくかなしきは俳諧のわさはひならずやと見ゆ。」世事談には。前句附は延寶の頃にはじまる。褒美前句附江戸にては元祿八九年に盛りにして。景物あるを起る。冠附は元祿の末寶永の初め專らはやる（沾涼は延寶八年に生れたり。しかれば延寶中の事は後に聞傳へしなり）。南畝云。三笠附は其始卷を二通かきて一通は點をして封し。一通は封せすしてあるを人々それ〳〵に心にかなふ句を。已が句と定めたる後かの點をして封したる方を開き。勝負を定むるなり。句は二十一點なり烏の子紙に書たり。點者此句は筆にまかせて書。點をして諸國に鬻き。大に利を得たり。其後句をやめて一より二十一迄の數を三つ重ねて書き勝負を定む。是より博奕にひとしければ。御禁止ありといへり。」我衣に。享保八年の頃。【地口附】といふをはやる。是は點者より題も出さす附るもの。思ひ付を書てつかはす。點者よろしきを取て勝とす。褒美は反物。塗もの。煙草入等なり。其體は下に繪を書て。上に地口を書く。これもやがて禁ぜらる。同十年の頃もじりて云ふをはやる。字もじり本もじり有。これはしろ人に俳諧するものを賴み。甲乙を分て勝には懷紙をとらす。人數幾人にても先題を出し一句附。その句の終を題にして又附る。今の段々付なり（是は前句の終の五文字を初五文字に用ひて句を作るなり）。又寛保元年の冬【謎附】とてはやる。點者題を書す。是は今の物は附なり。三年ほとはやりて停めらる。」俳諧六玉川は四時庵紀逸の撰なり。寛延三年冬高點にしたる句を集めて初篇出づ。寶曆六年迄に十篇となる。一卷を一篇とす。續て十五卷あり。十一卷より江戸枝折と號す。自序に云。世移り人變りて。年々の變化なきにあらす。晋子雪中の後。水間沾德。華美の風流を開そめて。世上一判の師とし。光彩門戸に至りぬ。次て渚洲道に名を鳴し。今兩側の門人立竝でおのれを勵み道の警固をなす。俳諧諸國に盛なる中にも。江府は其湊にして。遠境村里も江戸の風流にしたがはす。點を以て流行を極ること明か也。されは日々愚判の卷に秀逸とする句々書留め置侍るを。此度書肆の需に應す云々。」前句附判者多き中に。寶曆の末。明和の初頃。机鳥。露丸。川柳等大に行はれ。月次萬句合として集る。句數凡一萬六七千句。勝句四百四五十。半紙五六枚に。曆の如く細字に印刻して摺る。【柳樽】といふ草子は。川柳その內よりおかしき句を拔書て。上木したるなり。今に至るまで相續て出。五文字も初めは五文字附といへり。前句附より出たるもの也。これ又明和の初よりあり。」健凌岱【片歌】を起さむとして。片歌道のはしめ。同二夜問答。東風流等の著述したれども行はれず。」享保の末五色墨集といふあり。五人の歌仙したるを一集とす。其人々は佐久間長水（三郎右衞門沾德弟子）。素丸（琴風弟子）。宗瑞（兩替屋中川三郎兵衞其角門人）。蓮之（松本次郎右衞門杉風門人）。咫尺（大場仁右衞門正秀門人）。已上五人なり。續集もあり。長水。素丸これが評を貞佐に乞ふ（其評略す）。また小寺文貢と云もの評に云。江府俳諧法をみだり。格をすて放埒の句姿となり。宗匠といはるゝ者句者といはるゝ者多くは世の落魄人にして。邪媱の媒となり。章臺の合詞となる。近頃佐久間長水丈是をなげきて云々。邪風を改て正風體に歸せんとす有難く貴むへし。然れ共其姿まゝ江戸風體の破手ありて。大津讃の僧の如く法體には似たれ共。未だ眞實の正雅とはいひがたかるへし云々。」古き俳諧の句を歌と誤りおもへるも昔よりあり。大かた犬筑波の句なり。新撰狂歌集に。「大般若はらみ女のきたうには。たきやうくわんたいさんのひもとく」抔の類往々見えたり。」風體の上よりいへば貞門。檀林。蕉風を經て。享保に江戸座流行し。安永に復古となり。蕪村。曉臺等一派流行し。遂に曉臺。蘭更白。雄等にて江戸。京阪の俳風一變し。其末又蒼帆。梅室等の手に月竝となり。天保調維新後まで久く流行し。明治に入りて明治二十年後に至り。明治の新調を見るに至れり。しかも點取者流は全く統一されしにあらず。いつの世にも平民的には流行せざるなし。

【俳句の景物の事】梅園日記に云。撈海一得に京の俳諧師。諸國の俳句數萬をあつめ。警句を選ひ集となし。其賞として。金屛等の什器。或は綵段を贈る。是元朝にもありし事なりとて。徐氏筆精を引て。吳渭月泉吟社をむすび。至元二十三年。十月望

に。春日田園雜興と云題を出して。翌年正月望までに。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。皆本名を隱して。僞名をもちひ。謝翺を考官として選しめ。三月三日を揭曉と定め。選にあたりし詩。六十首を刻して世に行ひ。詩の賞として。羅布筆墨の類を。第一名より。五十名までに贈りたる事をしるせりといへり。按するに葛原詩話後編に此後枕レ易といふ題にて。詩を徵せること。宋詩紀事に載たりとあり。また粟穗錄に。弇州續稿に。勝國末吳中饒介之以ニ醉樵歌一。試ニ諸名士一。獨張孟簡第一。得ニ黃金一挺一。高季迪次レ之得ニ白金三斤一餘各有レ差とあり。又按するに。二十二史劄記に。四友齋叢說を引て云。松江呂璜溪嘗走ニ金帛一聘ニ四方能レ詩之士一。請ニ楊鐵崖一爲ニ主考一。第ニ其甲乙一厚有ニ贈遺一一時文人畢至。傾ニ動三吳一といへる。皆元の時なり。明朝にての事は。雍正楊州府志に。甘泉縣影園。明職方鄭元勳別業。崇徵庚辰夏。園中開ニ黃牡丹一。名流滿レ座。賦ニ七言律詩一。至ニ數百首一。元勳糊レ名易レ書。送ニ虞山錢謙益一評次。錢以ニ嶺南黎遂珠十首一爲レ冠。元勳製ニ金觥二一。內鐫ニ黃牡丹狀元字一贈レ之。とあり（此書國諱を避て崇禎を崇徵に作れり。庚辰は十三年なり。此年諸說同しからず。靜志居詩話に。崇禎初とし觚賸續編に戊辰とし。花間笑語に癸未とするものは皆非なり。その證は。徐釚か本事詩に。黎遂珠が燈船曲を載て。其序に。庚辰五月。楊州不レ雨云々とありて年月脗合すればなり。府志の說を得たりとす）。又清朝にては。杭世駿が。道古堂詩集題引に。欈溪麥氏。以ニ昌華苑懷古題一。開レ社。得ニ詩千首一。順德潘守戎憲勳。獨冠ニ一軍一。其潤筆。則東坡全集。而以ニ銀。盃。線。紗。燕。茗。帋。筆一副レ之。亦數十年來の一盛事也」とあり。また袁枚が隨園詩話に。雍正間。廣東有ニ詩會一。好事者張レ飲分レ題。聘ニ名流一。品ニ題甲乙一。首選者贈ニ綾絹一。其次贈ニ筆墨一。亦佳話也と見えたり。」附識す。上に擧たる撈海一得に。筆精を引て。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。と書るは誤なり。今筆精を閱するに。收ニ二千七百三十五卷一。選中ニ二百八十名一とあり。この二千七百三十五卷。即作者二千七百三十五人にて。人別一卷なり。選にあたりたる人。二百八十名なり。葛原詩話後編に。春日田園雜興詩の後に。枕レ易の題にて。詩を徵する事。宋詩紀事に載たりとあり。今宋詩紀事を閱するに。七十九卷黃庚小傳に。遊ニ越中詩社一。試ニ枕レ易題一推爲ニ第一一とありて。月泉吟社の詩は。八十一卷に載たり。此前後の次第に據れは。枕レ易詩。先なるに似たり。今人誹諧の賞物を景物と云。されども上に引る道古堂集に從て。潤筆とぞ云べき（涑水紀聞。孔氏雜說等には濡潤とあり）。又作の甲乙を定めて。第一二三を天地人といふは韻致なし。元の泰定間に。大有レ年といふ題にて詩三百卅七卷を得て。陳定字と。胡初翁と甲乙を定め。中者三十名を取て。第一を都魁といひ。第二を亞魁といひ。第三を鼎魁といひたる事。元詩選癸集に出たり（按に第三を鼎魁と云し事。既に宋の戴埴か鼠璞に見えたり）。それにならはゞ雅馴ならん歟。或人云。誹諧は連歌の一種にて。連歌は又歌の類なり。唐土の事にならはんやと云り。愼言云。建仁元年十二月。仙洞句題五十首。和歌の點者は。御點。攝政殿。前大僧正。三位入道。定家。寂蓮なり。みな點あひたる歌には。肩書に及第とあり。是歌なれとも。唐土の科名にならへるなり。」また云。前條に云る【誹諧の潤筆】もと歌連歌にならへる也。古今著聞集（和歌篇）云。順德院御位の時。當座の歌合有けり。作者の名を隱して。衆議判にて侍けるに。古寺の月といふことを。知家朝臣。つかうまつりける。「むかしおもふ高野の山の深き夜に。曉遠くすめる月哉」。此歌叡慮にかなひて。しきりに御感有けり。厚紙を懸物につまれたりけるに。事はてゝ人々罷出けるに。藏人左兵衞權少尉橘季長を御使にて。知家朝臣出けるに追つかせて。古寺の月の歌殊に叡感あり。勅祿を給ふ也とて。かされて紙を給はせけり。」吾妻鏡云。弘長三年二月八日。今日於ニ相州常磐御亭一。有ニ和歌會一。一日千首操題。被レ置ニ懸物一。九日。昨日千首和歌。爲ニ合點一被レ送ニ大極禪門一。十日。彼千首合點之後。於ニ常磐御亭一更被ニ披講一。今夜以ニ合點員數一。被レ定ニ座次第一。又任ニ點數一分ニ懸物一。また文永二年。十月十九日。於ニ御所一有ニ御歌御連會一。若宮別當僧正。相ニ具百種懸物一參上。凡日來連々應レ召。つれ〳〵草云。何阿彌陀佛とかや。連歌しける法師夜ふくるまで連歌して。只獨歸りけるに。小川のはたにて。猫また足もとへよりきて。やがてかきつく。肝こゝろもうせて。小川へころび入て。連歌のかけものとりて。扇小箱など懷に持たりけるも。水にいりぬ。親長卿記云。文明十四年五月二十五日。參內。御月次御連歌也。百韻了被レ出ニ引物一。扇。杉原。筆等也。句數各取レ之。予扇二本。杉原二帖。筆二雙也など見えたり。」明治二十九年中每日新聞に曰ふ。東京俗俳の盛なるは。いふまでもなきところ。宗匠といへる人々枚擧に暇あらず。うち少しく名あるもの三百人。大約隱居の消閑。商估の片手間に弄ばるゝもの多し。眞にこれを業として。この道に衣食するは少數なり。其盛なるものは幹雄。永機。梅年。尋香。桃年。金羅。其他三十家を出でざるべし。【俳句檢閱料】は何程位の相場なりやと問ふに。先づ千句に對して二圓或は一圓五十錢が最上の位にして。一圓が中位。五十錢が下位なりと云ふ。但し時と場合とに依りて差違ありと知るべし。自ら宗匠を任じて名を賣らむとする多數の俳士に至りては。無料にても喜むで引受く

ハイカ

ろもの多しといふ。去れは所謂宗匠なるもの丶境遇知るべきのみ。これを業とし。これに衣食す。利を得むとしては他と爭ひ。名を成さむとしては派を結び。風雅の裡に隱れて。狡智を弄し。或は幇間の如く。或は賭博と均しき懸賞などもて。人の視聽を引き。其嚢中を充さむとするものあるは自然の結果なりと知るべし。云々。

ハイシヤ　齒醫者。（シクワイを見よ）

ハイタウレイ　廢刀令。維新前士は必らず帶刀にて。農商工も禮服にはー刀を用ふる事なりしに。維新後明治三年十二月二十四日農工商の帶刀を禁ぜられ。明治四年大藏省第三百九十四號にて散髮脫刀隨意とし。禮服の節は帶刀を遂せられ。明治九年三月に至り。大禮服。軍人竝に警察官等。制服着用の外帶刀を禁する事を達せられたり。

ハイテウ　廢朝。禁秘抄に。廢朝者。諸司政如レ恒。天子一人。不レ臨二朝政一。【廢務】者。諸司不レ政（一日或三日）廢朝後未レ行レ政以前。神事之外他事有レ議。多者不レ行也。世大事。火事。薨奏時有レ之。依二事淺深一。或五箇日。或三箇日也。廢朝三箇日被レ仰ぬれは。止二音奏警蹕一。禁中無二物音一。垂二淸涼殿御簾一。第四日可レ上二御簾一。而當二惡日一。及二數日一或無二沙汰一。上二御簾一例有レ之歟。但不レ可レ爲レ例事也。寬治八年。陽明門院御事。二月十日。奏二遺令一。廢朝固關。依二上東門院例一。三箇日也。而十二日御衰日復日也。十三日凶會日復日也。仍十四日朝。被レ上二御簾一。又同年顯房公薨。五日薨。八日奏。自二此日一止二音奏警蹕一（帝外祖）。而十日十一日共復日也。仍十二日雖レ爲二凶會日一。强不レ忌則上二御簾一畢。近正治刑部卿三位卒時。被レ用二彼例一。自餘或不レ然。殊御衰日重日復日忌。凶會九坎日忌不レ忌。如レ此事在二時義一也。彼顯房公時。警固十四日解除也。雖レ可レ爲二三箇日一。依レ避二日次一。十二日忽上二御簾一。雖レ爲二凶會日一。及二數箇日一。有レ憚故也。於二警固一者。雖レ及二數日一。依二吉日一。及二十四日一。我記如レ斯。郁芳門院准二母儀一人也。仍殊重五箇日廢朝。警固々關如レ恒。凡殊事五箇日。普通廢朝三箇日也。承保四年。香椎宮火。承曆三年。神宮外院火。此等五箇日廢朝也。其後守二彼例一歟。嘉承元賀茂。元永二鴨。大治神祇官等燒失。皆三箇日也。准レ之可レ知歟」とあり。又拾芥抄に。廢朝廢務事。一大陽虧有司預奏。皇帝不レ視レ事。一皇帝二等以上親。及外祖父母右大臣以上。若散一位喪三日。一國忌日三等以上親。百官三位已上喪一日。已上見二儀制令一。○同差別事（見二西宮記一）廢務諸司不レ政云々。但廢務有三日。例口傳云。廢務者一日可レ被レ行也。不レ及二數日一。是萬機之政。數日不レ可レ被二棄置一之故云々。仍限二一日一。廢朝諸司政如レ常。但天子不二臨レ朝給一云々。輟朝同レ之。廢朝雖レ及二數日一不レ可レ有二擁怠一云々。是諸司不レ停レ政之故也。外記口傳云。廢朝之日官外記政如レ常。但印書不レ可レ過二五十枚一。是過二五十枚一之時可レ奏之故也。又内印不レ可レ行。奏二内案一之故也。又五月二十五日【有無の日】といふ。是は村上天皇の御國忌なり。宮中には有なしの日とや申にや。廢務日にあらざれとも政おこなはれ侍らず。又急事などあれは俄に政事有り。さて有なしの日とは申なり。

ハイト　隼人のこと。和訓栞。隼人。はいとと讀めり。はいとんとも。はいとうとも。はやひとゝもいへり。やい反。い也。萬葉集に。早人とも書り。敏勇の稱なり。事の起は。神代紀にくはし。隼人司和名抄に見ゆ。文武紀に。薩摩を唱更（ハイトノ）國と書り。萬葉集に。隼人の薩摩といへる是也。續日本紀に。大隅。薩摩二國隼人と見ゆ。唱更は。朝廷に分番を勤るよりいへり。史の正義に。其義見えたり。更は戍卒也」とあり。また隼人司式云。凡元日即位及蕃客入朝等儀。官人二人。史生二人。率二大衣二人。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人一。分二陣應天門外之左右一云々。今來隼人發二吠聲一三節（蕃客入朝不レ在二吠限一）云々。大衣及番上隼人云々。自餘隼人皆云々。執二楯槍一竝坐二胡床一。また凡踐祚大嘗日。分二陣應天門内左右一。其群官初入發レ吠云々。」また凡遠從レ駕行者官人二人。史生二人。率二大衣一人。番人隼人四人。及今來隼人十人一供奉。其駕經二國界及山川道路之曲一。今來隼人爲レ吠。」また行幸縱レ宿者。隼人發レ吠。但近幸不レ吠。」また凡今來隼人令二大衣習ヒ吠。左發二本聲一。右發二末聲一。惣大聲十遍。小聲十遍。訖一聲更數二細聲一二遍。」また凡威儀所レ須橫刀一百九十口。楯一百八十枚。木槍一百八十竿。胡床百八十脚云々。」本居氏曰。そも／＼隼人は大隅。薩摩國人なると上に云るか如し。さて朝廷に召れて。仕奉れるが永く留りて。京近き國の人になれるも。子孫までなほ隼人と稱て。其職に仕奉れりしなり。隼人式に五畿內。及近江。丹波。紀伊等國隼人とある是なり。又諸國隼人とあるも。右の國々のを云ふなり。和名抄に山城國綴喜郡に大住鄕あるも。大隅國の隼人の皆住しよりの名なり。中原康富記に。隼人司領。山城國大住莊と見え。又康正元年十月十七日。是日當國大住莊内隼人司領名主南。未レ知二實名一。來申。予對面。申云大住内隼人領。大嘗會田卜申して。田地一町二反有。大嘗會時參洛。於二官廳一奏二風俗一。舞人役是也など見えたり。さて大衣と云は。右の近き國々の隼人の中にて。二人を擇びて補たるものなり。隼人式に。凡大衣者擇二譜第內一置二左右各一人一。大隅爲レ左阿多爲レ右。教二導隼人一云々と見ゆ。大隅阿多とは其國の人を云

には非す。先祖の出たる地を以て。近國なるをも大隅隼人。阿多隼人と別ち云なり。或人大衣をも大隅阿多など、竝べて。一種の隼人の如く云るは式をも考ざる妄説なり。續後紀に。山城國人右大衣阿多隼人逆足と云人見えたり。又番上隼人と云は。本國よりかはる〳〵上りて仕奉るものなり。職員令義解に分番上下一年爲ㇾ限とあるは是なり。續紀二十五に。大隅。薩摩等隼人。相替と云こと見ゆ。隼人式に凡番上隼人二十人。有ㇾ闕者取ニ五畿内。及近江。丹波。紀伊等國隼人幹了者一。申ㇾ省補ㇾ之とあり。類聚國史に。延暦二十年停ニ太宰府進ニ隼人一とあるは。番上隼人のことにはあらじ。又今來隼人と云は。番上にはあらで本國より新に上りて。永く留りて京畿に住居する者なり。此は妻子をも率て上る故に。女もあり。式に見ゆ。凡今來隼人。給ニ時服及鹽ニ云々。また今來隼人身亡者。擇ニ取畿内隼人ニ充ㇾ之。二十人爲ㇾ限云々。など式に見えたれば。此も中古には人數定まり有て。召上せられしと見えたり。諸儀式に吠聲を發するは。今來隼人の職也。類聚國史に。大同三年勅定額隼人若有ㇾ闕者宜下以ニ京畿隼人一隨ㇾ闕補便上之云々。其女不ㇾ在ニ補限一とあるは。女のあとあれは番上には非で。今來の隼人なるべし。又續紀二十八に。隼人司。隼人百十六人。不ㇾ論ニ有位無位一賜ニ爵一級一とあるは。番上今來の外に。別に隼人司と云あるにや云云とあり。其稱呼の事を四季草に隼人をはやくとゝいひ。木工をもくといふは。文字には能かなひたれども。古よりの名目には叶はず。名目には隼人をはいと。木工をむくといふなり。又た靱負をゆきゑと云ふは誤なり。まことのとなへはゆげひなり。されど江戸にては。はやと。もく。ゆきゑにて事すむなり。本をばしりておくべし。

バイドク　ケムサ　黴毒檢査は。賣淫者に對して黴毒を檢査するをなり。警視廳史稿に云く。本邦黴毒病院は。慶應三年九月横濱に建築せしをもつて權輿と爲し。次て長崎。神戸の兩港に設立す。是より先き。英國醫師ドクトル、ニュートン黴毒の慘害を陳述し。之を幕府に呈出す。當時内外多事にして。之を顧みるに遑あらすと雖とも。ニュートンの熱心なる唱道を默過すること能はす。終に其建議に基き。始めて之を横濱に建設し。次て神戸。長崎の二港に築造し。ニュートンをして。三地の病院を巡回提督せしむ。明治維新の際。ニュートン病歿せしを以て。翌年之を英國海軍醫官ドクトル、セヂウイキに囑せしも。久く其事に當る能はす。因て更に同國醫師ドクトル、ヒールを雇ひ。該院務を委任す。當時本邦中娼妓黴毒檢査法を施行せしは。此三地のみ。四年九月小菅縣令河瀬秀治下南北千住宿の娼妓に檢黴法を施行し。毫も假す所なし。是れ吾か地方に於て檢黴法を實施せし嚆矢なり。然れとも。當該營業者は。固より檢黴法の何たるを辨知せす。但他府縣に在て未た此法を擧行せさるを以て。或は忌避の策を試み。且娼妓の他方に移住する者多きか爲めに。檢黴法施行の中止を歎願し。明年四月終に之を廢止するに至る。六年六月東京府更に檢黴會所を吉原。根津。品川。新宿。千住。板橋等の各地に設け。檢黴委員を置。毎月三四回各會所に派出せしめ。娼妓を診察し。有毒者は愛宕下町東京府病院に移養せしむ。之を東京府下黴毒病院の創始と爲す。此時に至り。娼妓の檢黴を忌避する者。漸々減退するに至ると云。九年二月十九日貸座敷竝に娼妓免許黴毒檢査等の事務を本廳に接受す。因て從來東京府病院に療養する處の病娼妓は姑く之を同院に託療す。二十八日毎月娼妓黴毒檢査竝に治療器費額を金千五百圓に假定し。又警視本病院に令し。娼妓免許を出願する者の爲め。毎月三八の日を期し。第一大區坂本町第二局出張所に醫員を派出し。黴毒を檢査せしむ。又た貸座敷所在各地に醫員を派出し。娼妓黴毒檢査を執行せしむ。三月九日密賣淫及ひ貸座敷等に係る罰金は。苦使或は黴毒檢査竝に病院費に充てしむ。十三日今後毎土曜日を以て醫員を貸座敷所在の各地に派出し。娼妓の黴毒を檢査せしめ。二十二日始めて娼妓黴毒檢査規則を創定す。其略に曰く。貸座敷ある各地に黴毒檢査所を設け。毎土曜日醫員出張して娼妓の黴毒を檢し。醫員竝に臨會吏員及ひ娼妓保附の婦人に非るよりは。一切檢査所に出入することを許さす。檢査當日娼妓をして檢査所に出頭せしめ。到着の順次に之を檢査し。豫しめ各娼妓に其氏名住所等を記載せる檢査票を付し。開場ことに持參せしめ。其黴毒なき者は。檢査醫之に檢印し。有毒者は入院の印を捺し。該患者は便宜警視病院に加療せしむ。但退院の際檢査票に其の月日を記入し。本人に還付す。檢査期内と雖とも。黴毒に感染する者は。病院臨時之を檢査し。檢査の日。事故に據り不參する者は。其上報を提出するに當り。正副元締の信書を添付し。他病に罹る者は。醫員の診斷書を添付す。檢査員は該家に就き。之を檢査す。檢査の日。出場時限に後るゝ者は。之を病院に檢す。正副元締は檢査の雜務及ひ患者を病院に送迎する周旋をなす。新たに娼妓たらんことを願ふ者は。黴毒の有無を檢査す。而して本則に背反し。及ひ怠慢失誤ある者は三圓以内の罰金を科す。二十四日娼妓黴毒病室規則を創定す。其略に曰く。入院の娼妓は。掛員之を各室に配置し。各所の娼妓をして雜居せしめす。掛醫と雖も。回診に非れは室内に入るを許さす。娼妓入院中外出は論なく。他の病室に入るを許さす。藥用攝生等は醫員の

命に從ひ。許可なき食物は一切室内に入るを禁す。賭博は論なく。歌謠發聲も又之を許さす。親族と雖も。要用ある者は正副元締の證書を以て該院に申牒し。應接所に面會せしむ。而して男子なれは掛員臨伴す。但重症者は病室に面會を許す。看護人は二室或は三室に一人を置くと雖も。自費看護人を使用するは自由に任す。但自費看護人一日食料金十五錢を辨納せしむ。全治して退院を命する者は。該院より其事由を正副元締に通達す。三十一日黴毒檢査所取締心得を創定す。畧に云。每土曜日貸座敷所在地に吏員一名を派出し。黴毒檢査上に就き調護周到を旨とし。諸事を監督す。娼妓疾病を稱し。參場せさるに際し。醫員診斷の爲め該家に到るときは。掛員も參同臨會す。但犯則者あるときは。元締をして直ちに該警察署に申報せしむ。派出の際。正副元締より上願。上牒。上報等を提出するときは之を披閱し。檢査に關する通常の件は。受理して醫員に遞付し。其の他の事項は凡て該警察署に呈出せしむ。其片時も猶豫す可らさる者は猶事情を査點し。該警察署長に協議し。踵て本廳に上牒す。派出せし土地の情態及ひ規則の行否を審査し。見聞に存する事項は本廳に具申す。四月五日内務省令して。傳染病毒の最も酷厲なるものは黴毒より甚しきもの無く。其源專ら娼妓に起因すれは。其豫防の法たる娼妓の黴毒を檢査するに外ならさるを以て。貸座敷を免許せる場所に在ては必す檢査方法を施設すへきも。未た其設けあらさるもの少なからさるを聞く。是事たる衞生上最大緊要に屬するを以て。速に方法を施設し。其周到を期せしむ。十日東京府病院に託療する所の病娼妓を警視第三。第四。第六病院に移療す。十一月九日從來第二局管理する黴毒檢査事務を第五局に屬す。十一年一月二十八日。警視第三。第四病院に娼妓檢黴專任醫員を定置し。娼妓黴毒檢査規則中を改定し。貸座敷所在各地に黴毒檢査所を置き。醫員を派出し。左の日子を刻し檢黴に從事せしむ。即ち月曜(吉原)。火曜(根津)。水曜(品川)木曜(新宿)。金曜(千住宿)。土曜(板橋宿)と規制す。二月十四日從前娼妓の檢黴は稼業開始と稼業中にのみ之を施行せしも。若し稼業を休廢する娼妓にして。此餘毒を帶ふる者あるときは傳播蔓延の虞ありて。豫防の本旨に乖戾するに由り。今後稼業を休廢する娼妓にも亦檢黴を執行せしむ。十五年三月十五日麴町黴毒病院を廢し。從來同院に管理せし事務を本鄕黴毒病院に併せ。麴町黴毒病院長田代弘。副院長勝澤儀一。本鄕黴毒病院副院長有賀琢二を免し。本鄕黴毒病院長戸上親宗を副院長に移し。警視御用掛安井清儀を本鄕黴毒病院長と爲す。明治二十一年十月十八日娼妓黴毒檢査規則を改定し。貸座敷ある各地に黴毒檢査所を置き。

ハイト

一周日ことに黴毒を檢査せしむ。事は舊黴毒病院の部に詳見す。二十二年七月二十九日娼妓黴毒檢査規則を改定す(警察令第二十三號)。規則の要は。檢査を分ちて定日。臨時。寓所の三とし。定日檢査は豫定の日子に從ひて之を施し。臨時檢査は新たに就業し若くは貸座敷を轉換し。若くは驅黴院を退去する等の者に施し。寓所檢査は疾病に由り定日檢査所に至る能はさる者の爲に。其寓所に就て檢査するものとす。其有毒と認められ驅黴院に入り治療を受けたる者。其治癒に至り退院せんとする該院醫師の診斷書を得て檢査所に至り。臨時檢査を受る等の項にして。附するに本則を犯したる者は二日以上五日以下の拘留。或は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處するの制裁を以てす。二十二年三月十三日各遊廓をして。七月以降其地に私立驅黴院を設立せしむ。時に東京府々會閣令を根據とし。本年六月限り。黴毒病院を廢し。各遊廓の自治に付し。而して本廳をして之を監督檢束せしむることに決す。故に豫め正副取締を召喚し。驅黴院設置の事を諭示す。則ち驅黴院は各遊廓區域内に設立し。其區域外に設立する時は本廳の特許を受け。組織方法を詳細調査して認可を乞ひ。該患者の入院退院は檢査醫員の命に從ひ。入院中は猥に外出を許さす。院内は掛員醫員臨檢官の外。男子の出入を許さす。而して驅黴院を設置する能はす。他の病院に囑託する時は必す本廳の許可を受け。且病院内嚴に病室を別異し。其他皆之に準せしむる等なりとす。」六月十四日。本月三十日を期し。黴毒病院を廢止す。」是より先き。第一局第五課議案に曰く。警視黴毒病院は本月三十日を期して閉廢し。黴毒檢査事項を本廳に直轄し。其治療は各遊廓私立驅黴院の自治に一任す可し。而して之を推せは醫務部と當課の間に係る事務分掌の關係するを以て。該病院閉廢の訓令と倶に事務分掌心得を改定し。第一局第五課は黴毒檢査及ひ檢查所に關する事項及ひ驅黴院を監督する事項と爲し。醫務部は黴毒檢査醫に關する事項を掌る所と爲さんと廳議一決し。是に於て黴毒病院の顚末を完結せり。抑ゝ府下に始めて娼妓檢黴及ひ治療を施行せしは明治六年にして。是時に方り東京府之を管し。九年三月本廳の主管に屬す。而して之に供用せる費用は娼妓及ひ貸座敷並に引手茶屋の賦金とす。之を三業賦金と稱し。從來地方稅に屬せす。管廳長官適宜法を定めて之を徵收せしを以て。更に阻格する所なし。然るに二十一年八月閣令第十二號を以て該賦金を地方稅雜收入と爲し。本廳經費令達中衞生及ひ病院費内に檢黴費の一科目を設け。爾後地方稅の支辨に移す。是歲二月本廳より二十二年度黴毒病院經費豫算を具し。東京府會に提出し。之か支辨を求むるに當り。會場

議論百出す。蓋し其論據とする所。警視廳は宜く檢黴を嚴密に監督すへくして。之を治療するの權務なし。內務省令達中檢黴の字は固より治療の意味を包含するものに非す。然れとも今俄に之を全廢せは取締上且善後の策に窮すへきを以て。本年六月に至るまて自今三ヶ月間。地方稅を以て之を維持し。其期限中貸座敷營業者をして。自治の方畧を立て。治療を施さしむるの結構を爲さしめ。警視廳は唯之を檢監するに止らは。驅黴の法何の到らさる所あらんと。議遂に决す。是該院を閉鎖すること至るの原因なり。而して本廳は現今檢黴醫を管し。檢黴方法を監督檢束すること昔日に異ならす。而して各所遊廓も亦驅黴方法を自治施設して放慢ならすとす。明治三十三年法律第八十四號行政執行法第三條に於て。當該行政官廳は密賣淫の罪を犯したる者に對し。必要と認むるときは。本人若くは媒合者の費用を以て。入院せしむることを得。但此者に於て其費用を負擔するの資力なきときは。道廳府縣の警察費を以て之を支辨することを妨けすとし。同施行法第一條に於て。以上の設備は。府縣警察費を以てすへきものとせり。

バイバイ　賣買。上代は未だ錢貨の設けなく。凡て物品貿易の有樣なり。漸次進て商業の法開け今日に及べり。横井時冬の日本商業史につき。其沿革の一斑を抄記すべし。「火照命。火遠理命の兄弟。海山の幸易へをなし給ひしは。我大八洲に於て交易をなすの始めとす。今商估にて祭る所の惠美須神はこの火遠理命なりともいへり。其交易にして要るところ專ら利にあるときはこれを商といふ。「あき」は飽充滿足の義にして。其の商をなすを「あきなふ」といふ。即ち賣買なり。又物をあきなふを「うる」といふは利益を得るの義にして。物を購ふを「かふ」といふはかふるの義なりとぞ。さて其かふるに當ては彼此大率價直を定めざるべからす。「あたひ」は當合の義にして其需要物の多寡と。其交易物の精粗とに從ひて彼此適合するところの度をいふ。即布若干を以て穀若干に易へ。絹若干を以て馬若干に易ふるの類なり。これら又交易の一變して賣買となれる一證とすべし。已れ必しも要するにはあらざれとも人の餘れる物を買てこれを貯蓄し。需要の人を待ちてこれを賣り利益を得るを以て業とする者出づ。これを商人（アキヒト）といふ。商人の聚集して賣買する地を市といふ。市は元來人の群集する所の名にして。衆人の集會する所を天高市といひ。天皇の都城として百官の集會する地に高市の名あるが如きゝれ其例なり。賣買は衆人の群集する地を便利とするがゆゑに。市に於いてこれを行ふにより。後には遂に商人の群集して賣買する地となりぬ。古へ人口稀少にして部落各所に散在したる時代にあつては。有無相通ずるの道大概市によりしものと見ゆ。【市】は衆人の群集する所なれば商業をなすには便利なりしならん。これ古代商業に關しては市の事多く顯るゝ所以か。其重なるものは應神天皇の朝に輕市（大和）あり市の始めとす。雄略天皇の朝の餌香市（河內）あり。武烈天皇の朝に海柘榴市（大和）あり。敏達天皇の朝に阿斗桑市あり。文武天皇の朝藤原の都に始て東西市あり。寧樂の朝に東西市。及小川市（美濃）。深津市（備後）。阿部市（駿河）。辰市（大和）などあり（中略）。【行商】遠く物を鬻ぎて營業とする行商の如きも早くよりありしものと見え。雄畧天皇の朝。播磨文石小麿が暴虐を以て商客の艖艑を斷ち物品を奪ひしこと見え。又た欽明天皇の朝山背深草の人秦大津父が。伊勢に向ひて商賈し還る途次。山中にて二狼の鬪ふを見てこれを救ひしこと見ゆ。又寧樂の朝大安寺の修多羅錢分三十貫を借りて。越前の都登鹿津に行きて商賣したること見ゆ。【市司】秦大津父は欽明天皇の御覺に入りしより頻りに優寵を蒙り。遂ひに大藏省を拜するに至れり。こは賣買沽價の法を掌るものにて市司の始めなりとす。又舒明天皇の朝上毛野宗麿に商長（アキチサ）の姓を授け給ひき。孝德天皇の朝。大化改新の詔に依て世襲の職を廢し給ひ。賣買に關する沽價訴訟の事も國司の掌る所となりぬ。大寶令に至り大藏卿は全國の權衡。度量。賣買。沽價の事を總轄し。京師は左右京大夫にて市廛度量の事を掌り。其下に東西市正あり。財貨。交易。賣買。沽價等の事を掌れり。地方は國司にて取扱ひしものゝ如し。又市は恒に午時に集り日入前鼓を三たび擊ちて散ず。市は肆每に標を建て行名をしるさしむ。市にありて興販するものは男女座を別にせしむ。市司貨物を時價に準じ三等とす（中略）。賣買の道未だ開けざる時代には。賣買は物と物との交換に過ぎず。古代貨幣の鑄造乏しかりしゆゑ。後世に至るもこの慣習を免れざりき。崇宗天皇の朝。百姓殷富稻斛銀錢一文とあるに依れば。既に貨幣を使用したるものゝ如し。されどこの以前我邦にて鑄錢の事ものに見えざれば。或は外國より輸入し來りたるものにはあらざるか。齊明天皇の朝高勾麗人が熊皮一枚價綿六十斤といひしが如きは。正しく物と物との交換なりき。持統天皇の朝鑄錢司を拜するもの見え。元明天皇の朝和銅年間專ら物價其他に錢貨の用を知らしめ。土地を賣買するに錢を以て價となし。他物を以て價となすことを禁ぜらる。されば土地すら他物を以て賣買の媒介物となしたるものありしなるべし。この後も他物にて賣買したる例あり。已にして一方劵契。貸借等も起り。交通も次第に開けて賣買の途益々開け。東市西市には市廛の制立せ

しが。保元以來源平亂等にて商沽の法も亂れたり。此時代に於ける商業の一斑は。賣買の物品を陳列するところを【肆】（イチノクラ）といひ。貨物を置きて賣買する舍を。【店家】（マチヤ）といふ。其外海船輻湊の地に貨物を停めおき。其物を賣りて貨を取る所の者あり。これを【邸家】（ツヤ）といふ。「つや」は津屋の義なり。この津屋一轉して遂ひに後世の【問屋】となれり。或はいふ。つやはつとひの義なりと。【市中の店】は棚に物を陳列して賣りたるゆゑに後世店を稱して棚といふ。又行商は朝疾くよりおきいでゝ賣物を名乘りあるくといふ。賣買につきては。沽價の法破れしを。高倉天皇治承年中藤原基房【中沽の法】を再興す。中沽とは賣者買者との價値を折衷したるをいふ。稻米にて賣買の媒介物とせることは尙斯中にても行はれしかは。延喜式祿物價法等何れも稻束を以て定められき。その他民間にも稻米を以て價直としたることは古文書に見ゆ。【手附金】宮崎道三郎の說に。手附金を王朝の頃の字書に賖賣と記し。アキサスと訓めり。アキは賣買なり。サスは半ば行ふの意なり。當時已に手附金を渡して賣買を約束することありしなり。後世手附金を入れて三日を經て金額を拂はざれば。契約を無効とする習慣ありて。德川氏の頃「御手附三日限」と記せる札を店頭に揭ぐる者あり。今も往々古物商などに此の風殘れり。」鎌倉時代に至りては。北條氏民政に心を用ゐ。商業大に發達す。見世棚。販婦。行商等のほか。津屋は問丸と稱し。諸國商人は多くはこれに宿し。湊々の【替錢】は田舍より替して約束の津にて取るといふ。後世の爲換なり。宋へ往來せしより彼法を學びしものならん。足利氏に至り將軍より。各地の守護及神社佛閣皆其所領地の商業に【座】を置き。專賣を許して諸役を課し他の競望を許さず。故に座外のものゝ商業をなすを【脇賣】。【振賣】などゝ稱して嚴禁す。專賣と振賣との口論屢々起れり。座は後世の株式にして之を相續し。又これを賣買。讓與。質入する事を得るものとす。商估が【屋號】を用ふるもこの時代にて。應永年中奈良天蓋大路の宿屋に龜屋の名あり。永正年中攝津に千鳥屋。鷹屋。こう屋。しろかね屋の屋號あり。天文。天正の頃の京師堺の商人專ら屋號を用ふ。豐臣氏に至り堺の富戶大阪に移り大阪の商業振ふ。德川氏江戶を開に至り。商業の途益開け。江戶問屋十組を起し。大阪二十四組の問屋と氣脈を通じて貨物を輸入し。菱垣回船の業盛となる。沽價又は儉約令にて商業上へ干涉一ならず。且幕府は賣買規定を立て【諸商物代金】を請取。其物を渡さずして他に二重賣をなすか。又は取次て質物に入れ。或は賣拂ひたるものは。金子十兩以上。雜物代金に積。十兩以上は死罪。十兩以下は入墨の刑に處す。されど入牢中代金又は商物にて辨償したるときは。十兩以上は江戶拂以下は所拂とす。又盜物と知らずして買取たるものは。其品を盜まれたるものに返し代金は買主の損失とす。證人を立て買取たるものは。證人より代金を買主に辨償すべきものとす。又盜物なるを知らずして買取旣に賣拂たるものは。賣元を段々糺し代金を以て買戾させ。盜まれたるものに返さしめ。盜人より最初買取たるものゝ損失とす。若し賣先分らさるときは。最初買取たるものより盜まれたるものに代金を辨償せしむ。又盜物と知ながら下直に買取たるものは所拂。盜物を賣拂ひ又質入して利益の配分をうけたるものは死罪に處する等なり。其他江州。富山の行商あり。特種の商業も尠なからざりき。以上商業史の錄す處とす。【維新後の商業】は舊來の株式のことき特種の制度は破れ。且つ保險の如き。倉庫の如き。銀行の如きもの起り。商業上の面目を一變するに至りしかど。大方の小賣業の慣習は尙往時に異ならず。見世の貨物陳列法を改め。店內の展覽を許すに至れるものあれど。僅々屈指に過ぎず。一般に小賣は【現金】の制定なれど。常客に對しては掛賣多く。往時は年二期拂ひのもの。今は每月末拂ひとなり。間々十四日。三十日の月二度拂ひとなれるもあり。商業上の慣習一にして足らず。テガタ。トヒヤ。キヤウバイ。ミセダナ等各項の下にあり。其他は省略す。

バイマハシ　海嬴廻は。歲時記栞草に云。九月九日。小兒小石を以て。海螺の殼を穿ち。鉛を鎔して殼の內へ入れ。或は洲濱飴を殼の內へ充て。其の力を助け。各緒を以て海螺を纏ひ。勢に乘して臺中に投入れ。運轉せしむ。その力つよきものは。其力弱きものを盆外に出す。互に勝負を爭ふ也。これを海嬴擊といふ。席の兩端を卷て。これを盆といふ。和漢三才圖會に。いつれの時より始ると知らす。田夫野人の玩ふ所なり。海螺の殼を用て。頭の尖りを碎き平け。尻の尖りを摩り圓め。絲繩を卷き。引てこれを席盆の中に舞はす。二三の螺を以て勝負をなす。打出さる者を負とす。その先に入るものを伊加といひ。後に入るものを乃字といふ。もし打合て同く出るとあれは張といふ。張の時は伊加を勝とす。凡熊野よりいつる海螺厚く堅し」と見ゆ。右は日次紀事の文を譯出せしなり。

バイヤク　賣藥は。古來よりありしものなるが。之が取締法あるを見す。明治維新に及て。其十年を以て。始めて賣藥規則を制定し。及ひ之が課稅法を設け。一切內務省の管掌する所となれり。さて古來賣藥は。皆醫家の製法より出て。遍れく人を救はむために。賣りもしたるものにて。諸所に多かることとなれど。今京地な

る名高き成藥を揭て。その大概を示す。雍州府志に山城國平安城。八百年來不易之帝都。而繁華之地也。故至ニ醫師之艮ニ不レ乏ニ其人一。故諸家有ニ救レ急之成藥一。今擧ニ其大概一。【龍腦丸】醫家和氣氏祖廣世。淸麿之長子也。起レ家補ニ文章生一。爲ニ大學別當一。大學會ニ諸儒一。講ニ論陰陽書一。新撰ニ藥經大素等一。廣世之子時雨。自ニ幼年一學ニ醫術一。承平三年秋七月。被レ試賜ニ醫博士號一。又稱ニ鍼博士一。遂任ニ典藥頭一。自レ是後世爲ニ典藥頭一。今半井家此裔也。半井宅元在ニ烏丸正親町北今施藥院地一。家有ニ大井一。隔ニ其中間一半用ニ製藥之料一。半充ニ雜用一。依レ之有ニ半井之號一。曾和泉國堺和氣氏有ニ半井春蘭軒者一。是亦同ニ出自一。一旦入ニ中華一。從ニ熊宗立一而學レ醫。歸朝時傳ニ龍腦丸方一。且得ニ銅人形等一而歸。春蘭軒有ニ二子一。嫡子嗣ニ其家一。于レ時京師和氣氏無ニ男子一。春蘭軒之次男來ニ京師一。爲ニ和氣氏之養子一。今驢菴等其末裔也。代々少年日暫結レ髮與ニ道三家之嫡子一。交爲ニ典藥頭一。常製ニ龍腦丸一。而救ニ急病一。然泉南春蘭軒家衰。弟卜養軒連綿而今仕ニ東武一。【快氣散】竝【本調散】堂上山科家之所ニ調合一也。【保堂圓】堂上富小路家製レ之。豐心丹亦然。【屠蘇白散】竝【度嶂散】丹波氏祖康賴。出レ自ニ後漢靈帝末一。元領ニ丹波國矢田郡一。始賜ニ丹波宿禰姓一。叙ニ從五位上一歷ニ鍼博士一。醫術通ニ神妙一。褒譽溢ニ宇宙一。永觀二年十一月二十八日。以ニ醫心方三十卷一獻ニ納之一。其裔有ニ兼康者一。專得ニ明醫之譽一。自レ茲後末孫多以ニ兼康一呼レ之。實丹波姓而氏號ニ小森一。至ニ其末裔一醫術日々衰。纔領ニ二十石之祿一。是爲ニ屠蘇料一。每年臘月晦日。製ニ屠蘇白散竝度嶂散一。獻ニ禁裏院中一。且捧ニ官家一而已也。嘗記屠蘇之屠字。加ニ一點一爲レ屠。忌ニ尸之字一而加レ點者乎。是本朝之故實也。近世醫家曲直瀨道三。傳ニ丹家之術一而大興レ家。【延齡丹】曾寬正年中。武藏國河越。有ニ道導諱三喜者一。自號ニ範翁一。又稱ニ支山人一。及ニ中年一入ニ大明一。留居十二年。學ニ東垣丹溪之術一。遂携ニ醫家之方書一歸ニ本朝一。救ニ療蒼生一。天文年中洛陽有ニ曲直瀨道三者一。字一溪別號ニ雖知苦齋一。始入ニ相國寺藏集軒一爲レ僧。號ニ等皓一。二十餘歲赴ニ關東一。入ニ足利學校一。學ニ群書一。享祿四年。始見ニ道導一窺ニ方書一傳ニ醫術一。天文十四年。歸ニ洛陽一遂遁ニ浮屠一。專ニ醫術一施ニ大名於天下一。然道三無ニ男子一而有ニ女子一。於レ是門人玄朔爲レ婿。傳ニ醫術一。玄朔相續仕ニ公方家一。號ニ延壽院一。自製ニ延齡丹一而救レ人。玄朔之末裔代々少年日暫束レ髮與ニ半井家之嫡子一。交爲ニ典藥頭一。遂稱ニ和丹兩家一。今世業ニ醫術一者。多出レ自ニ斯兩家之門一。【蘇香圓】相傳源賴光五世之孫充角。號ニ坂三郎一。產ニ于和州一。其後家系斷絕。而後有ニ九佛者一嗣レ之與ニ醫業一。其子十佛博學多聞而濟ニ養蒼生一。光明帝使レ任ニ民部卿法印一。足利尊氏公恩遇特渥。其子諱慧勇號ニ健叟一。醫術通レ神。後光嚴院後圓融院後小松院三朝。相續賜ニ上池院號一。鹿苑相公寵顧又渥。呼號ニ士佛一。以ニ士字从レ十从ヒ一。而亞ニ十佛一之謂也。其末裔連綿而仕ニ公方家一。曾製ニ蘇香合圓一。傳レ家救ニ人之急一。又庶流專有ニ業レ鍼之人一。【萬病解毒圓】古有ニ片山隆盈者一。剃髮後號ニ道正一。古斯邊惣號ニ松木島一。松樹數株其蔭繁茂。景愛尼寺等亦在ニ其間一。因或稱ニ木下一。故世稱ニ木下道正一。曾從ニ永平寺開祖道元和尚一入レ宋。道元遍參ニ中華宿德一。所々經歷之間。山中俄爾病發氣息將レ絕。時一老翁忽然來謂。於ニ我國一近隣之名納也。如何失レ之哉。則與ニ一丸藥一病立瘥。斯時老翁謂ニ道正一。爾不レ辭ニ跋涉一。從レ師之志惟深。今我授ニ所レ用一丸之藥方一。歸ニ本朝一至ニ子孫一爲ニ家業一。須レ救ニ諸人之疾苦一。我是日本稻荷神也。言終失ニ其所レ往。則今解毒圓是也。歸朝後家內勸ニ請稻荷明神一。于レ今存矣。道元始在ニ深草佛德山興正寺一。寺去ニ稻荷社一不レ遠。故被レ稱ニ近隣一。爾後興正寺中絕。近世再建ニ興正寺於宇治郡一。凡解毒圓流ニ布日本國裏一。至ニ兒童走卒一。無下不レ識ニ道正解毒一者上。且自ニ元祖道正一至レ今二十七代相ニ續其家一。誠奇哉。是皆依ニ稻荷神之冥助一者乎。【外郎透頂香】禮部員外郎陳宗敬別號台山。中華台州人也。昔爲ニ大元之老臣一也。至正年中元朝爲ニ大明一所レ滅。宗敬以爲忠臣不レ事ニ二君一。遂投ニ化本朝一。家ニ筑前博多津一。于レ時本朝應安之始也。宗敬文材博達兼通ニ占相一。且傳ニ靈方一調ニ奇藥一。鹿苑相公聞ニ其名一雖レ被レ招レ之。不レ應レ命。創ニ小院於郡之妙樂禪刹內一號ニ明照一。後入ニ崇福寺無方和尙之室一。受ニ衣鉢一。行年七十有餘而死。其末裔來ニ住洛下西洞院一。製ニ透頂香一而賣レ之。相州小田原透頂香此餘流也。斯家之庶流也。相州小田原透頂香此餘流也(原本のまゝ)。大覺禪師來朝在ニ鎌倉一。傳ニ斯藥於小田原土人一云。今小田原人來賣ニ京師一。【蕪荑仁湯】近世有ニ八坂崇譽者一。以レ醫聞ニ于世一。後花園院時被レ叙ニ法眼一。號ニ大進法眼一。崇譽七代孫宗德改ニ八坂一稱ニ板坂一。其爲レ人挺ニ出物表一。而不下爲レ世所ニ拘束上。平日對レ病施レ藥無レ不レ愈。故無ニ貴賤一候ニ其門一而求レ治。家方有ニ蕪荑仁湯一。其藥煎汁至濃。故至ニ七度一煎レ之。頭汁至ニ末汁一相合而用レ之。故世稱ニ七度煎一。虛極之病傳用レ之。間有下得ニ効驗一者上。【產前後藥】相傳二條殿至ニ昭實公之養父晴良公一。自ニ室町御池町西一至ニ烏丸東一。方二町有ニ亭地一。池水在ニ其內一。二條殿家司有ニ安藝氏大膳亮者一。得ニ產前後之療養一。大膳亮宅在ニ池水側一。一時少女來ニ大膳亮宅一求ニ治療一。大膳亮問ニ其病一診ニ其脈一。則刺レ鍼授レ藥。其病忽瘥。少女不レ堪ニ歡喜一謝レ之謂。我病苦因ニ療養一忽得ニ快復一。然無ニ一物之可レ表レ謝者。我有ニ產婦之靈藥一。凡產前產後不レ論ニ虛實一。用レ之則無レ不レ愈須レ授レ之。與ニ一卷書一而去。神仙散安榮湯之黑藥類在ニ書中一。大膳亮怪レ之。使下レ人從中其所上歸。

ハイヤ

終於二池水邊一失二其所レ往。歸而告レ之。大膳亮彌不レ會。于レ時見二前婦人之座席一。龍鱗三片現然而存。於レ茲大膳亮以爲前少女知下池中之神龍而殘鱗爲中其徵上者也。則以レ鱗爲二家珍一。以二靈方一治二産婦一則無レ不レ愈。依レ之大膳亮或稱二大蛇亮一。家有二綸旨竝御教書等一。爾後安藝氏出二一條殿亭地一住二洛北一。此茂菴竝吉田長因等其裔也。各大膳亮爲二稱號一。龍鱗在二茂菴家一云。藥品之中號二黑藥一者。急救二産後之血暈一。故世人爭二求之一。此外一橋竝吉益流中條流有二數家一。本朝治二金瘡一家。兼治二産婦一。【牛黃圓】閑院太政大臣公季公八世之裔公經公之子。竹田清水谷中納言公定卿十四代之孫昌慶稱二山城守一。始學二醫術一。今竹田家祖是也。其末裔代々仕二公方家一。家傳之靈方製二牛黃圓一。【保童圓】古堂上富小路家代々製二保童圓一。今醫家製レ之。【牛黃清心圓】古有二施藥院一。製二數品丸散一。而救二貴賤之疾苦一。其中牛黃清心圓特有二救レ急之功一。爾後施藥院絕。豐臣秀吉公時有二全宗者一。元山門之僧而俗種近江人也。中年遁二浮屠一。就二大醫一溪翁一而學二醫術一。有レ名二于世一。秀吉公恩遇特渥。而常侍二左右一。天正年中請レ朝叙二法印一。令レ任二施藥院使一。於レ茲大開二藥局一。招二集疾病之人一而療レ之。家傳牛黃清心圓特有二効驗一。全宗末裔于レ今仕二公方家一。【鳳髓丹】近江國佐々木三郎秀義二男六郎嚴秀。受二封邑於州之吉田一。故子孫稱二吉田一。八世孫德春。有レ故去二本邦一到二洛陽一。謁二鹿苑相公一。又仕二義持公一。晚年嗜二醫術一。退二居城西嵯峨角倉之地一。種族有二淨快者一。仕二豐臣秀吉公一叙二法印一。賜二盛方院之號一。此家良方鳳髓丹世之所二遍識一也。或說。德春父從二天龍寺策彥一入二大明一。德春有二二子一。兄了意得二水利一。弟意菴宗恂專傳二醫術一。【神明圓】相傳伊勢皇大神宮託宣之藥方也。細末爲レ丸。抹茶爲レ衣。五條邊有二賣レ之家一。用レ之治二諸病一云。【金屑丸】山科四宮村有二製レ之家一。京師人傚レ之處々賣レ之。專治二食傷腹痛等一。世稱二山科藥一。或謂二樣金屑丸一。倭俗試レ之謂レ樣。此藥試レ之有レ驗謂也。山科製レ之人有二數家一。然其內滋井田氏加二樣字一。其餘不レ能レ書二樣字一。此家金屑丸之本家乎。【豐心丹】傳言興正菩薩叡尊住二南都西大寺一。於レ茲爲レ救二諸人之疾苦一。製二斯藥一以傳二于世一。故世稱二西大寺藥一。今省二藥字一專謂二西大寺一。一說斯方元投化人張三官之家方。而叡尊傳レ之者也。南京人苗村氏家有二巨鼓之筒一。裏面刻二西大寺之字一。傍雕二豐心丹之方一。傳言此胴出レ自二西大寺一者也。思後世恐三斯方之失二其傳一。而雕二胴內一者乎。世稱二西大寺方一者足レ信レ之。斯筒今在二泉南堺浦西本願寺派之道場一云。【返魂丹】一名麝香丸。足利家之良方。而畠山家亦傳レ之。一切積聚食傷霍亂等用レ之則無レ不レ有レ驗。是又倭方之內特爲レ奇。【阿加陀圓】治二一切食毒。霍亂。腹痛一。【發汗圓】奧州仙臺之醫師入レ宋而所レ傳レ之也。治二食毒。霍亂等之急證一。【奇應丸】治二食毒。霍亂。腹痛一。【青黃丸】其功粗同レ上。【赤龍丹】今川家傳レ之。世所謂今川赤藥是也。治二一切之病馬一。【和氣瀉下湯】俗稱二和氣下一。跌撲傷損用レ之有レ妙。瀉下爲レ度。倭俗以レ藥催二瀉下一謂二下藥一。【梁瀨篩藥】所レ出レ自二近江梁瀨一之妙方也。倭俗小兒浸淫瘡稱レ草。言雖二恒有一レ之。春草生時與二秋草萎時一特多。故號レ草乎。凡諸病春初秋始易レ發。故俗謂二草生枯諸病發一。凡草瘡其膿汁點處隨發。其浸淫蕃延難レ治。始發時以レ是瀉二瘡毒一則治。此藥劑絹包漬二熱湯一用二其汁一。是謂二篩藥一。【金德妙功丸】一切食毒腹痛。小兒急慢驚風用レ之則妙。傳言高麗金德之家方。而所レ傳二本朝之人一者也。【圓齋妙功丸】醫師圓齋之家傳。而專治二小兒之諸病一。又一方有二萬能丸一。是亦與二妙功丸一兼二用之一。則有二効驗一。【正法寺篩藥】治二産前。産後。撲損。金瘡。蟲獸咬一。絹包漬二熱湯一(用二其汁一)。【伯耆藥】杉原伯耆守之家傳也。故世專稱二伯耆藥一。專治二癰疽瘡。癧瘡毒一之煎劑也。【山名湯】山名家之所レ傳也。專治二婦人之諸病特血暈一。【調血散】久志本家之良方也。治二婦人産前後之病一也。一說日蓮宗僧奇驗坊之所レ製也。【奇驗方】專治二楊梅瘡一。方中主二土茯苓一者也。【鷄藥】是亦楊梅瘡之煎劑。服用時燒レ鷄食レ之。其煎劑稱二鷄藥一。【涎藥】是又楊梅瘡之一方也。用レ之則大流レ涎。瘡毒隨二涎之垂一則盡云。【鼽藥】同楊梅瘡之散藥也。絹裹當レ鼻使レ鼽レ之。毒氣隨出。【接骨良方】倭俗稱二骨續一。此方以二白楊梅皮一爲レ主。少加二輕粉一。以二紺屋之糊一粘二合之一。貼二跌撲痛所一則立愈。【治痢丸】柳馬場五條北有二僧姓堀氏長順者一。元近江人也。自二祖父長順一住二京師一。以二一丸藥一治二數十度之痢一。夏季秋初每二痢病流行一求レ之者滿レ門。應酬不レ暇。相傳斯方元出レ自二近江國小田村一也。【定齋藥】豐臣秀吉公在二大阪城一時。城下藥店有二定齋者一。天性好二俳優一。故公被レ催二猿樂一時。定齋作二狂言一。曾遊擊將軍沈惟敬。自二大明國一歷二朝鮮國一來二本朝一。時沈惟敬奉レ授二靈藥方於秀吉公一。公以二斯方一被レ授二定齋一。賣レ之使レ爲二恒産一。此藥治二諸病一。世稱二定齋藥一。其孫來二洛陽一住二東洞院綾小路一。今稱二青木屋一。【鴨脚藥】堺町二條南某賣二産前。産後散藥一。家有二鴨脚樹一。故世稱二鴨脚藥一。【木斛藥】木斛葉似二山茶一至レ冬不レ落。伐二斯木一陰乾去二其外皮一。剝レ之是爲二主藥一。治二食傷腹痛一。木斛於二中華一未レ詳レ爲二何樹一。【桂藥】在二室町四條南一。斯方元出レ自二桂里一。凡瘡毒濕氣用レ之瀉下則痊。【東山小粒】在二西洞院五條南一。相傳東山殿之方也。日蓮宗要法寺之僧傳レ之。小兒急驚慢驚五疳一切病用レ之有レ効。【桑山小粒】其功粗同レ上。今洛下處々賣レ之。是亦專用二小兒之諸病一。【膏藥】凡本朝外科有二兩流一。一本朝所二傳來一也。一傳二西

洋耶蘇治療之法。治ニ癰瘍幷金瘡。是謂ニ南蠻流一。今以ニ斯傳一爲レ貢。太乙膏。萬應膏。楊柳膏等所々賣レ之」と見えたり。【富山の賣藥】橫井時冬日本商業史に云く。越中富山は。寬永十六年。前田利常の二子利次を分封せし所にて。天和年中二代正甫（マサトシ）の時。偶備前岡山の人淨閑といふもの富山に來遊し。反魂丹を製して正甫に獻ぜしに。大に奇効ありしかば。正甫より反魂丹の製法を松井屋源右衞門に授けて調合せしめたるもの。遂に富山賣藥の濫觴とはなりぬ。其後八重崎屋源兵衞。松井屋源右衞門の製藥を以て。關東地方に行商せしに幾ならずして販路開け。これより年々行商するもの增加せしかば。藩主大に奬勵を加へ。他國商人の入込みて販賣することを禁ぜし薩摩の如き國へは。藩主より販賣許可の照會をなしゝかば。全國中富山賣藥の名を知らざるものなきに至れり。初は賣藥商の取締を町役所にてなしゝに。明和年間反魂丹役所を設け。奉行。中役。下附を置きて其事務を取扱はしむ。又製藥家を二十一組に分ち。一組每に大組は十人。小組は五人の順番役を選擧し。製藥及行商人等の取締よりすべての公務を擔當せしむ。又賣藥者を區分し。大組は三百人より百人脚まで。小組は九十人より六十人脚までとす。さて他國へ一人脚をいたすものは一人脚所有の權ありて。これ即株主たるものなり。數人脚を所有するも亦同じ。其加金はこの一人脚に付享保年間まで金二分ばかりなりしが。天保年間には金壹兩となり。弘化三年よりは金壹兩壹分貳朱となれり。富山賣藥の仕方は今年花主に備へ置きたる賣藥の代價は。明る年に至り賣上金高と殘藥とを點檢して勘定をなし。又一年分入用の藥を見計ひて備へ置くが故に。花主も大に便利を得しが。賣藥商も亦これが爲に利益を得しといふ。又花主に置付たる藥品を抵當として證書面に記載し順番組に屆けいで。順番組より奉行所に屆けて奧印を受け。債主に渡すものにて若し返濟期限を經過し返金破約したるときは。金主に其懸場の花主を渡すものとす。其質入。書入をなすこと不動產に於けると毫も異ならざりき。天保年間は一年賣上高五萬兩にして。行商人千七百人。嘉永年間は拾貳萬兩にして二千人。文久年間は貳拾萬兩にして二千二百人といふが如く年を逐うて增加せりと云ふ。今も舊風を維持して一年勘定を以て貸付のるき。轉居しげき東京市中等へさへ貸付て業務を營み居れり。明治以後賣藥に付き。規則を立られたる事。租稅志云。賣藥は。初め文部省之を管掌し。唯其藥味分量。用法効能を報告せしむるに止り。未た課稅のことあらす。而るに其營業者の所在多く。管理の法を設けさる可らす。因て明治十年に至り。更に規則を制定し。製藥受賣を分ち。營業稅。鑑札料收入の制起り。免許及び鑑札の付與。皆內務省に於て之を管掌す。」今上天皇明治十年一月二十日布告。賣藥規則左の如く定む。賣藥とは。丸藥。膏藥。煉藥。水藥。散藥。煎藥等。家方を以て合劑し。販賣するものを謂ふ。賣藥營業者は藥味。分量。用法。服量。効能を詳記し。其管廳を經由して內務省の免許鑑札を受くへし。賣藥を受賣せんと欲し。其營業者の許諾を得たるものは。營業者の所有する官許公文の寫。及び結約書を添へ。其管廳に出願し。內務省の免許鑑札を受くへし。賣藥營業者。及び受賣者に於て自ら行商し。又は賣子を派出して。行商を爲さしめんと欲するときは。管廳より行商鑑札を受くへし。營業鑑札。受賣鑑札。行商鑑札は。其鑑札記載の月より滿五年を以て免許の期限とす。此期限を過き。尙ほ免許を得んと欲するものは。舊鑑札を返納し。更に新鑑札を受くへし。賣藥營業者及び受賣者は。左の稅金鑑札料を上納すへし。」賣藥營業稅藥劑一方一年金貳圓。」賣藥營業鑑札料藥劑一方一枚金貳拾錢。」賣藥受賣鑑札料藥劑の方數に拘らす。一人一枚金貳拾錢。」水火盜難に因り。鑑札を毀失し。更に新鑑札を受るときは。其鑑札料の半額を納むへし。稅金は每年兩度に區分し。前半年分は七月三十一日限り。後半年分は翌年一月三十一日限り。鑑札料は其時々管廳に上納すへし。六月以前免許の者は全年分。七月以後は半年分。廢業の者七月以後は全年分。六月以前は半年分を納稅すへし。同年三月十二日內務省達。賣藥營業稅金。並に營業鑑札料。受賣鑑札料。行商鑑札料は每年二月。八月の兩度に租稅局に納付すへし。七月十三日。內務。大藏省達。賣藥營業鑑札。受賣鑑札は。所有人の居家に限り。營業の權あるものにして。別戶支店等は別に其居住人に於て鑑札を所有せされは。營業するを得可らす。十一年二月十五日布告。賣藥稅金本年より前半年分を一月三十一日。後半年分を七月三十一日限り管廳に上納すへし。其後九年及十年に改正あり。一。賣藥とは丸藥。膏藥。煉藥。水藥。浴劑。散藥。煎藥等を調製し。効能書を附し販賣する者を云。〇二。此賣藥營業者藥味。分量。用法。服量。功能を詳記したる書に族籍氏名を記し。其管轄廳に願出免許鑑札を受くへし。〇三。管轄廳に於ては願書を檢査し。其製藥配伍の藥品劇毒。微毒に拘らす。取扱上失誤を生し易きもの及毒藥。劇藥。取締に關係する者は之を許さゝる可し。〇四。第八に記したる期限中。藥味。分量。用法。服量。能書を改正せんと欲する者は。其由を屆出舊鑑札を返納し。更に新鑑札を願受くへし。〇五。賣藥を請賣せんと欲し其營業者の許諾を得たる者は。族籍氏名を記したる願書

ハイヤ

ハイヤ

に。營業者所持する官許公文の寫及び營業者と取結ひたる約定書とを添へ。其管轄廳へ願出。内務省の免許鑑札を受くへし。○六。賣藥營業者及び請賣者共。必す免許の看板を掲くへし。○七。賣藥營業者及び請賣者に於て。自ら行商し。又は賣子を派出して行商を爲さしめんと欲する時は。其由を管轄廳へ屆出。行商鑑札を願受け。行商する時は必す之を所持す可し。○八。營業鑑札。請賣鑑札。行商鑑札は其鑑札記載の月より滿五年を以て免許の期限とす。○九。右期限中第四の改正發賣を願出之を免許する時は新鑑札記載の月を以て。一期の初月と爲すへし。○十。免許期限内と雖も其製藥第三に掲くる處の有害品なるを發見する時或は營業者製藥を粗惡にする等のとある時は。直に鑑札を取上け。發賣を禁止するとある可し。○十一。營業者廢業するか。又は禁止せらるゝ時は。其請賣者及び賣子とも其販賣を許さす。」賣藥營業税金竝に鑑札料。賣藥營業税。藥劑一方に付一年金貳圓。」右鑑札料藥劑一方に付一枚金貳拾錢。」書替料半額。無鑑札又は鑑札を借受け。自ら行商し又は行商せしむる者。及之を貸す者。又は期限過たる鑑札を以て自ら行商し。又は行商せしむる者は其鑑札を取上け。藥劑一方に付五圓の罰金を科すへし。請賣鑑札を貸す者は。其鑑札を取上け。製藥を沒入し。藥劑一方に付十圓の罰金。又免許を受けすして私に藥味。分量。用法。服量。能書等を改更し。又は許可を經すして。無稽の妄説を記載し。世人を衒惑する者は其鑑札を取上け。製藥を沒入し藥劑一方に付十圓以上二十五圓以下の罰金。無鑑札にて營業する者。又は營業者にして私に請賣者に藥劑を調製せしむる者。又は請賣者自之を調製する者は製藥及賣得金を沒入し藥劑一方に付二十五圓以上五十圓以下の罰金。」諸鑑札を僞造し。又は他人の賣藥を贋造して發賣する者は。其製藥及其賣得金を沒入し。藥劑一方に付五十圓以上百圓以下の罰金。」私に有毒藥を配伍する者は。其鑑札を取上け。其賣得金を沒入し。藥劑一方に付百圓以上五百圓以下の罰金を科すへし。又以上の犯則者を見屆け。訴出る者ある時は。事實取糺の上。相違なきに於ては其の賞として罰金の半額を與ふへし。」又十九年七月七日大藏省令第二十三號を以て。賣藥印紙交換規則を定む。賣藥營業人所持の賣藥中性効を失したるものを廢棄せんか爲め。既貼の印紙不用に屬する場合に於て。一人分既貼印紙額一口十圓以上は。其願出に依り。左の割合を以て新印紙と交換すへし。」一。既貼印紙十圓以上一圓に付交換新印紙八十錢。」一。二十圓以上一圓に付同八十五錢。賣藥の裝置又は印紙の貼用方完全ならさるもの。及び印紙の汚染毀傷したるものは交換するを得す。賣藥印紙の交換を願出つる者は。賣藥の箇數及印紙各種枚數の仕譯を爲したる書面を添へ。其賣藥を所在府縣廳に差出し。檢査を受くへし。府縣廳は其賣藥を檢查し。既貼の印紙に消印し。又は之を切斷するを以て。受取濟の證と爲し。其の賣藥を下戻し。同時に新印紙を下付すへし。」又同年十一月二十五日勅令を以て。明治十年一月第七號布告賣藥規則中。營業免許期限を廢止せられたり。又警視廳は。明治二十二年二月十三日。警察令第十號を以て。賣藥部外品營業規則を創定し。四月一日を以て施行の期と爲す。規則の略に曰く。除鼠。驅蟲。染髮。涅齒。防臭。防腐等の藥劑其他醫治の目的に非すして。藥品を製造配伍し。之を販賣するものを賣藥部外品と曰ひ。之を製造販賣せんとする者は。名稱。配伍品。分量。製法。用法。効能等を記載し。製劑を附添し。東京府廳の免許證を受け。其他管に製造せしものと雖も。之を府下に販賣せんとするものは亦此順序に依らしむ。免許を受けたるものにして。其名稱。配伍。用法。功用を變更せんとするときも亦同し。其の營業を他人に轉授し。若しくは營業者氏名を變換し。若しくは相續人にして營業を繼續せんとするものは。免許證の改更を請ひ。免許證を毀損。亡失せしときは。再ひ之れを請授し。廢業死亡或ひは他管に移轉するときは之れを還納せしむ。而して附するに本則に違背する者は。二日以上五日以下の拘留。もしくは五錢以上一圓五十錢以下の科料に處するの制裁を以てす。明治三十三年三月。法律第十四號を以て。外國製の賣藥を輸入販賣するものゝ取締法を定めらる。

ハウ

ハウ　袍は。今世の禮服にして。古は。天皇より臣下に至るまで。上に着る正服なり。而して尊卑の別は。色相と紋がらとに差あり。裝束要領抄に云。【縫腋】。【闕腋】の品あり。【闕腋】は四位以下の武官のともから。節會行幸等の日。用ひ給ふ。至二公卿一は武官といへとも。【闕腋】を用ひ給はす。よのつねは不レ論二文官武官一。縫腋を用ひらる。延喜兵部式云。凡武官五位以上。朝服皆聽レ着レ襴。但立レ仗日不レ須。彈正式云。凡諸衞府五位以上通着其着二胡籙一。但立レ仗之日。着二位襖一。但參議已上不レ在二此例一。それ【縫腋】とは。袖の下よりすそまで。ぬひつゝけたり。故にまつはしのうへのきぬともいふ。【闕腋】とは袖の下よりすそまてを。ぬはざる也。かるかゆゑに。わきあけの衣ともいへり。縫腋はほうゑきとよみ。闕腋はけつてきとよむ事習なり(中略)。冬より春まて。表は綾。文は大概轡。唐草。輪無等なり。或は家によりて。轡。唐草。輪なしの相違あれ共。多分は輪無なり。又大臣にいたりては。異文として各別なり。是れ家々のかはりあり。其品數多。古記に見えたり。裏平絹(色同レ表)。

夏より秋まで生絹薄物(スヾシノカスモノ)(文色同レ右)。五位緋(今世以二蘇芳一染レ之)。絹文以下夏冬の替りは前におなし。それ平絹とは。文なき絹をいふ。」同書の頭書に。以二蘇芳一染者非也。本色以二茜染一レ之。故茜云二之染緋草一と見ゆ。又四季草に云。袍は表衣にて。天皇より臣下に至るまで上に着る正衣なり。縫やうは闕腋縫腋といひて二つのかはりあり。一位より初位まで各定りたる色ありて。其位々の袍を位袍といふなり。衣服令に。一位深紫。三位以上(二位までをいふ)淺紫。四位深緋。五位淺緋。六位深綠。七位淺綠。八位深縹。初位淺縹と見えたる是れなり。深紫といふは。紫の色甚深くして黑くなりたるをいふ。たとへば茄子の色のごとし。茄子の色は紫の色深くて黑く見ゆるなり。淺紫は常の紫にて。今世に京紫といふ色なり(江戸紫といふ色は。葡萄染といふ色に似たり)。深緋といふは緋の色甚深くして黑くなりたるをいふ。たとへば桑の實の初は赤きが。後黑くなりたるがごとし。淺緋は常の緋の色なり。俗に火といふ色なり。深綠といふは萠木色の深きにて。俗に海松色ともいふ色なり。淺綠は常の萠木色なり。深縹といふは縹色の深きにて。俗に濃茶色なり。淺縹は常の縹色にて。俗にいふ花色なり。古いづれも淺といふを薄き色と心得るは非なり。深きに對して淺といふなれば。みな中位のいろにて。濃からず薄からぬ色を。淺とはいへるなり。又無位は黃袍と衣服令に見えて。無位の人は。黃色の袍を着るなり。又家人奴婢橡墨衣と衣服令に見えて。諸家の內の者。また奴婢などは橡にて染たる黑き衣服を着するなり。橡は櫟樹(イチヒとも。又クヌギともいふ。本名はツルバミなり。俗にドングリといふ木なり)の實なり。是にて黑染をするなり。さて今世に四位以上の人黑袍を着すれど。これは本源を失へるなり。本は黑袍にあらず。上にいへるごとく。一位は深紫。四位は深緋にて。紫も緋も深く染れば黑く見ゆるなり。それ故心得誤て。今は黑袍と心得たる事世上一體なり。一條院の正曆の頃より。縫殿式の染式廢れて。深紫。深緋をも本式に染ずして。鐵漿に五倍子を交へて。似せ色を染初めしより。深紫も深緋も差別なく。一位の袍も四位の袍も。その色同じく黑染に成りしなり。是よりして四位も一位の袍を着るがごとくなれば。たがひに劣らじ負じとて。二位も三位も。ともに黑袍を服する事になりたるなり。黑袍といふ名目はなき事なり。繼世繼(はら〱の御子の卷)に。ある人の申されけるは。つるはみの衣は。王の四位の色にて。たゞの四位と。王の五位とはくろ(黑)。あけ(緋)を着。たゞの五位はあけの衣にてうるはしくあるべきを。今の人心およずげて。四位は王の衣になり。五位は四位の衣をきるなるべし。檢非違使上官などは。なほあけをあらためざるべしとぞ侍ける」と見えたり。これは白河院の御時なり。」又袍の襴に。入紐と云事あり。貞丈雜記に云。古は袍の襴の入紐を付たり。人の知らぬ事也。江家次第內辨細記篇に。元日內豎頭來立仰云。召二式乃司兵乃司一。二省丞來立注云。近代昇レ自レ階不レ可レ然。壇下置二小石一蹈レ之昇也。仍此日二省丞表衣襴放レ紐。又古今六帖紐。「草枕結ふとしけんよひ〱は。とけざりきやは下のいれひも」。云々。今の袍は領にのみ入紐あり。古の袍は襴のつまにも入ひもあり。襴とはすそにある橫幅なる所へ紐をとをし入るを入紐と云也。」又【小袍】の事。同書に云。小袍之事。宗雅卿記。仁治二年正月五日。今上陛下御加冠之日也。次召二內藏頭顯氏朝臣。着二當色一注云。薄色袍面裏同色無二鰭袖一云々。古記久安六年正月。能冠右中辨光賴朝臣。絲二紫小袍一云々。小袍と云は。常の袍に非す。袖一幅にて。端袖なきゆゑ小袍と云なり(袖口の一幅をはた袖と云ふ)。又同書に。小袍は堂上元服之日。能冠の人着二用之一する也」と見ゆ。

バウガシ　防鴨河使。附。防葛野河使は。貞觀三年の紀に之を廢して山城國司に其の事務を掌らしめし事見ゆ。官制沿革略史に云く。新儀式に。若し防河の事を行はんとするに於ては臨時に其使を定む。長官一人多くは是に左右衞門權佐の檢非違使を帶せる者を以て任す。判官二人。主典二人とあり」とあり。京師に二つの大河あり。古來其の水害ある時。屢々之を任じたりと見えたり。

ハウクワ　放火罪。(クワジ。セウバウを見よ)

ハウサイ子ムブツ　泡齋念佛。(チドリを見よ)

バウシ　帽子　帽子は。もと婦女の首服なり。和訓栞云。ぼうし。今婦人の首服といふ。帽子の音なり。四士の書に面帽なとも見えて。幗巾の類なり。三才圖會に。【僧帽】帽子。末字須。與二常帽子一同字異レ音耳猶二頭巾之異一レ音爲二二物一也。自二釋迦一以二金縷僧伽黎衣一相傳故。其衣以二無垢忍辱之名一。其帽末之前。閒諒亦與二僧衣一同流耳」とあり。江戸の婦女むかしは【きまゝ】とて。黑き絹もて頭面を包みけるが。其後は綿にて製し。頭面を覆ひし。寶永の頃迄の風俗しかりとぞ。今の【びらりぼうし】は明にいふ蓋頭の類なるへし。北國に頭巾をぼうしといふ。唐式に。庶人帽子皆寬大。露レ面不レ得レ有二掩蔽一と見ゆ。今の清人の帽子は。頂に紅き絲を幾筋もかけり。夏は毛のあかきものをつけり。」今昔物語に。錦の帽子したる男とも見えたり。鷹飼。犬飼にぼうしすがたといふは。帽子をき。はゞきをして。前かけとて編たる物を前にかくるなり。又犬飼のぼうしを松皮ぼうしといふといへり。」嬉遊笑覽に。猿樂

狂言に。【ゆぼうし】といふは。木綿帽子なるへし。後には【桂帶】ともいひ。其包みたろをかつら包といふ。昔々物語に。昔の淨瑠理のをないひて。人形の拵へやうも。女の主人には髮をすべらし。かつら帶かけて。召仕まで如右。云々あり。これは室町將軍の頃の風俗なれども。寛文以上の淨るりには。然ありしなるべし。夏山雜談(二)西國邊にては。賤女は物詣などする時。白布もめんの類にて。長き【鉢卷】をして。前にて結びさぐるなり。古の賤女はかくせしにや。能狂言の女は。鉢卷をするなり。春湊浪話に。今世婚禮の時。桂女といふものを供につるゝ。是は鬘女といふ桂女と誤れるにや。往古は玉かづら。木綿かづら。花かづらなどありて。卑き女は木綿かつらせしと。萬葉以來歌にも多くよみたり。後世京都將軍の頃までも。布をもてかつら卷といひて。乘輿に從ふ半女など常の事にてありし故なり。といへるが如く。帽子はこれより起りしものなり。よき人は衣かつぎ。賤女はかつら卷したり。それより帽子となる。古畫にかつら卷の體一樣ならず。又五色の筋など染たるもあり。又黃なる無地もあり。もと手拭をかぶれるにて。今世も同じながら。古は手拭もいと長く。婦女膏澤を多く用ひざれば。髮散みたれ易き故に。頭を包むを常としたる也。その風後代に式正の如くなりし也。そは是のみにあらず。續山井「屆かぬや山のひたひのかつら帶。秀成」。【綿帽子】を戴くこと。取かへはや物語。產婦をいふ處。子持のきみいみじかりける事のなごり。綿など打かつき。ところせげにくゝみふせられてね給へる(これらは常のとにあらす)。同(二)。同じやうの處。色はくまなく白きに。白き絹ともに。うつもれて。かしらに菊のうへおほへて。綿ひきちらされたり(皆保養のためと見ゆ)。綿ぼうし。義教將軍永享四年四月。富士御覽記「ふしのねも雪そいたゞく萬代に。よろづよつまむ綿ぼうし哉」。飛鳥井雅世卿。今川範政が綿ぼうし獻したるにつけて。よまれたるなり。歌林雜話に。凡十二三の時。綿ぼうしをかつきたるを。遠くよりみつけて。さん／＼に叱られし。此年迄さのみ頭巾をもせぬは此高恩なり(これは貞德幼年の時。紹巴に叱られたるをいふ也。其頃少年綿ぼうし着たるにこそ)。物類稱呼に。綿帽子。江戶にてはぼそといひ。堺にてこきん綿といふ。肥後にてはぼそといふは。腰帶のと也と有。綿帽子種々あり。鷹筑波集に。「かれうちなくてぬめる人かは」。「おはくろを付ぬもかつくうなき綿」。寛永發句帳「雪やけさそのまゝ櫁の額綿。照皇」。一代男(四)。紀州加田の風をいふ處。紫の綿ぼうしあまれく着るとにぞ有ける。產業袋(享保十七年)板。(五)。丸わた此ころとの外大きなるあり。船わた手ぼそともいふなり。古今綿あるひは頰包とも云なり。促綿。うこん淺黃の染綿にても作る。此類近代いろ／＼に作るといへり。手ぼそは船わたといふにて。其形しるべし。白笑が色三線(五)。めかくしする處。紅打の手ぼそにて目をかくしといへるも。綿にて作れるなり。又絹にて頰かふりするともはやれり。是もしごきの腰帶も。共に手ぼそといふ細き義なり。松の葉(半大夫節狂女)。上野花見の處。もしほかく袖ひとつまへ。繻子や唐あや。白どんす。縫すり箔のはゞびろを。ゆかりの色や紫の。ちりめん手ぼそ結びさげ云々。是は腰帶をいふ。丹前能(五)。伊勢道中の處。傾城と打見え綿ぼうしの上を淺黃ちりめんにて包み。又松の落葉四條涼八景(加賀節)。紫ぼうし御所かつぎ。思ひ／＼のだて姿。衣食住記に。元文の頃迄は。綿ぼうし。丸わた。舟わた。瀨川わた。其後ちりめん。羽二重。紫ぼうし。淺黃ぼうし。白練に紅裏ぼうし。寶曆のころ黑ぼうし。お高祖頭巾。それよりむきつらになりたり。元文頃までは。女のかぶり物なしに出ありくとなかりしに。いつとなくかぶりものは止み。安永の頃より。そろ／＼と御堂ぼうし。御堂わた。一向ぼうし共云りとあり。若き女白練紅裏のぼうしきる頃も。年少したけたる女は綿ぼうしなり。うなぎ綿。促綿と書は。神代紀。所嬰ウナガセル。萬葉に。宇奈雅流珠の抔と云も。頭にかくる也。さらは頭におく綿は。何をもいふべき名なり。又按に和名抄。髻髮和名宇奈爲。俗用二垂髮二字一云々とあり。ウナヰ綿にや。左右垂れたるを以て名付るならん。又ぼんやり綿は。丸綿の薄く透したるをいふにや。續山井「うす雪はぼんぼり綿か月の面。有之」。又後撰夷曲集「遠山のいたゞきあれは面白し。ぼんぼりと見た雪の綿かな。滿水」。天和笑委集。上野花見の女を云ふ內。御所女中は云々。ぼんぼり丸綿。わけよくかぶり云々。吉原徒然草に。澤之丞といふ野良帽子の左右をたれてかつぎけり。小娘をどり子などの帽子の最初なり。元祿の初の頃よりひろまりけり。澤之丞帽子は。菊の宴の紫に匂ひて。二度の藪入をかざらずといふことなし云々。八文舍が歌舞伎故實に。【澤之丞帽子】元祿の初め澤之丞といふ女かた。かつぎ初めたり。左右に鉛のおもり付けたるよし。依ておもり帽子といふ。【瀨川ぼうし】と云は。先瀨川菊之丞。享保十九寅年中村座にて生肝の狂言。屋敷女中風俗にて。切落より出し時。始めてかぶれり。其頃より專らはやる云々。又云。歌舞伎にて用る紫ぼうしは。そのかみ鳥居庄七といふ女方始む。是れひらりとさけてきせるよし。又天和の頃玉川千之丞といふ女形。黑きぼうしを上にて折込。左右へさがらぬやうにしたり。それより加茂川のしほ兒傳兵衛といふ者。これかつらや傳兵衛なり。工夫して【やでん帽子】とて。四角なる絹の切の角々におもりを付けて。

落ぬ樣に拵へ。かぶりしとぞ。元祿の頃加茂川のしほ水木辰之助工夫して。縮緬にて風流にこしらへ。色は紫に定めたりと云り。塵塚咄に。我ら若年の頃は。瀨川ぼうし。船綿ぼうし。其外流行の綿ぼうしを貴歩行けり。是もいつか絕てなし。諸侯の奥方他行の時。供の女のぼうしを用る家多し。又一向宗門徒の婦人。【角かくし】とかいひて。寺參りにかぶるもの。綿ぼうしの遺風なるべし。長崎歲時記。一向宗御正忌とて。男子は肩衣を着し。女子はさらし木綿。或は布西洋布の類を以て。頭にかつき。是をおよほしといひ。俗にすみ手拭。また角かくしと異名す。新婦兒女といへども。皆是を用と云り。是は寬政丁巳の刻梓なり。江戶名物鑑に。帽子屋に瀨川わたと有り。彼か紋所結綿なれば。かたく名とする歟。世にありふりたるものも。歌舞伎に用ひぬれば。それに名を奪はれて。役者の名を負ぬる類いと多し。澤之丞ぼうしは前條に云るおもり頭巾の類。瀨川ぼうしは屋敷女のを學びて着たるとなれば。其時始めたるにあらぬ事知べし。小きんぼうしはこきん綿にて即てぼそなるを。彼伎藝古實には。之をも藤井今古といへる女形より始れりといへり。非なるべし。今世新婦の綿帽子きるは。かつきの略なり。今とてもよきあたりには。かつきを用。京師にもはやりて。町家の者迄も着たりしは。元祿の末ころよりにや。後日男草紙に。肝いりかゝが女の見やうないふ處。當風のきぬかつき。女のさかなかくして。首筋に黑きを見えす云々。夷曲集（光廣卿）「綌やうしてひらりと散らすたひら雪。これや地白のかつぎかたびら」。若葉合歌仙（第五）「被うり被いた形を見せにけり。横几」。云々」といへり。【すきに赤えぼし】鹽尻に義教將軍の時。松浦肥前守數寄ものにて赤ぬりの烏帽子を着して參りしかば。將軍其すがたを自ら圖して賜ひしを。肥前守薙染の後彼像を南禪寺におさめしとかや。當時の諺に。すきに赤えぼしといひけるは。此事也と云へり（この諺ちかきころまで。專らいひしことゝ見へて。芭蕉が門人乙州といへるものゝ書るものに。好の赤えぼし。上林の赤手拭はおかしけれともとあり）。かゝるたぐひのことは。その本據を失るも多かるべし。」今田舍婦人が外出するなとに。手拭をことさらに冠るあり。これら古の帽子の遺風なるべし。さて今日は歐米人の用ふるシャッポといへるものを用ひ。これを帽子といへり。同名異品なり。女子も洋服着ては帽子を冠ること、なり。而して今の男子の帽子は脫するを禮とすれど。古の帽子は男女とも冠りたるを禮とす。今は冠り手拭。鉢卷。頭巾。帽子とも（女の帽子は西洋の風に從ひて冠りたるを禮とす）脫するを禮とせり。猶エボシ。ヅキムを參看すべし。

【維新後の帽子】維新後洋服。剪髮の風行はるゝと共に。男子の帽子を用ふること亦行はれ。其流行亦歐米の變遷に從ひ時々變化す。しかも黑色山高と稱するものまづ割合に普通用となる。【帽子會社】日本製帽會社は明治二十二年中澁澤榮一。益田孝等の創立にて。工場を東京小石川氷川町に置き。絨帽子の製造をなし。輸入を防遏せんとするにありき。明治二十三年五月製造を開始す。英人サニエル、ウートンを聘し教師とす。明治二十五年解散して。更に東京帽子會社を創立し事業隆昌して今日に及ぶ。【輸出帽子】我國より輸出する帽子は麥稈製及鳥打を重とす。【輸入帽子】内地製漸く行はれ。多くの減少を見る。近年輸入多きはパナマ夏帽子及び山高帽子とす。

ハウジヤウヱ

放生會は。元正天皇の御宇。大隅。日向に朝命に逆ふもありしかば。宇佐八幡の禰宜をして之を討伐せしむ。即ち人命を殞ふこと少なからざりしをもて。養老四年八月十五日始めて放生會を行ふ。是れ神託に據るものなりと云へり。

バウセキ

紡績。我邦從來綿絲を製するには。たゞ一の手紡車を用ゐるの外。別に機械と稱すべきほどの者なかりき。手紡車は天正中越後にて麻絲を製するに用ゐしものにて。其後綿絲を製するにも此紡車を用ゐることとなれりとぞ。維新前までは紡績事業を以て一家の產業となし生計を立るものなくして。只農家の婦女子が本業の餘暇を以て紡車をくり。其製絲を綛にして市場に賣捌たるに過ぎず。開港前偶洋絲を琉球へ舶載せるものあり。薩摩の豪商濱崎太平次これを得て藩主齊彬に寄贈せり。これスロッスル製のものにして。當時何の原料によりて製したるかを辨するものなし。つひにこれを西陣に送りて其の價格を鑑定せしめられしに。西陣においても其原料を判別すること能はず。絹綿交絲ならんとの鑑定を下し評價を附したりといふ。齊彬常にこの洋絲を見て。將來日本の膏血を絞るものは實にこのものなりと慨慨せられしが。其後鹿兒島藩は六千錘（其中二千錘はスロッスル四千錘はミユール）の紡績機械を英國プラット商會へ注文し。地を鹿兒島城下磯村にトし。文久元年米國人某を建築擔當者として雇入れ工場建築に着手し。同じき三年工場落成して開業の式を擧げらる（紡績機械に西曆一千八百六十六年英國製の文字あり）。印度綿絲紡績工場創立を去ること僅に十二年のみ（印度の綿絲紡績工場の創立は一千八百五十一年にして。即我嘉永四年にあたれり）。鹿兒島は石炭の便なく。又原棉の栽培なきがゆゑに。石炭は筑前より原棉は大阪或は廣島

によることなれば。工場の位置よりいふときはやゝ缺點なきにあらざれども。固より私利を營むためのものにあらずして。模範工場の考なりしかばつひに建設せられたりといふ。實に機械を以て綿絲を紡績するはこれを創始とす（鹿兒島紡績所は一旦濵崎太平次へ拂渡されしが。故ありて再び島津家の所有に歸し今日にいたれり）。尙又鹿兒島藩に於ては大に紡績業を起すの計畫ありて。まづ人を泉州堺に遣し藩邸建設の名を以て敷地を購求し。機械は更にミユール二千錘一組を英國某商會へ注文せられしが。この機械の到着するや。偶維新に際し國事多端の秋にてこれを顧るに遑あらざりければ。其まゝに附しおかれしが。其後國事鎭定に至り直に事業經營に從事し。漸く明治三年竣工したるを以て。同じき年四月八日開業の式を擧げらる。これ我邦第二の紡績所にして今の川崎紡績所これなり（廢藩の際大藏省勸農寮へ買上げられ。まもなく鹿兒島の商人肥後孫左衞門へ拂下げられしが。今は又川崎正左衞門の所有に移れり）。この二紡績所につぎては東京北豐島郡瀧川村鹿島紡績所なりとす。はじめ元治元年物價騰貴して市民非常に困窮せしかば。舊幕府より物價引下の方法を府下の諸問屋一般へ下問ありしに。當時鹿島萬平綿布類の値下け方は洋式機械を用ゐて綛絲を製し。專ら人力を省くべきことを以てせしに。明くる年にいたり綿絲紡績所設立の內命を受けたるを以て。百方同志を募り漸く七八名を得たりしかば。橫濵在留の米人ウオルス商會に託して。英國へ紡績機械一基を注文せり。當時スエス地峽の開鑿未だ工を竣へざるが爲。帆船にて喜望峯を經回漕すること故。向三年間橫濵港到着の約なりしが。明治元年にいたり同港に到着せしが。恰も維新の際にて奥羽の戰爭尙未だ鎭定せず。市民いづれも疑惧を懷き。滿都沈淪の極に達したる時にて起業の念に遑あらざりき。よりて米人に示談をなして同機械は其儘預け置きしが。幾ならずして維新の變亂も全く鎭定せしかば。萬平建設の計畫に著手せしに。同志の中既に退身したるものありて僅に三名となり。更に同志を募るも應ずるものなく。空しく時日を經過し。明治三年に至り漸く民部省通商司の保護を得て。瀧川村に敷地を求め設立に著手せしも。當時我邦在留の外國人中紡績事業に熟せしものなく。種々の困難に遭遇したる後。英國人を雇入れ機械据付を改め。同じき五年の冬にいたり竣工して營業をはじめしとぞ。この紡績機械はリングフレーム式にして。其錘數僅に七百餘の一小工場なれども。これを民設にかゝる紡績所の嚆矢とす。明治元年より同じき十年に至る十年間。輸入諸品原價の總額凡貳億四千六百萬壹千七百餘圓にして。其中綿絲布の原價八千九百五拾八萬六千六百餘圓なり。即ち綿絲布の額は諸品原價總額の百分の三十六にあたれり（明治十三年大阪に開きたる綿絲共進會の報告書に據る）。されば政府において紡績事業を誘導することに決し。まづ綿産地に官立の模範工場を設立することゝし。同じき十一年四月內務省は二千錘紡績機械二基を英國マンチエスター製造所へ注文し。地を愛知縣下參河國額田郡大平村及廣島縣下安藝國安藝郡上瀨野村の兩所に卜して。工場の建築に著手せられ（愛知縣大平村の紡績所は明治十四年二月に至り竣工したれども。風雨の爲破壞せられ。その年十二月に至り開業せらる。同じき十九年篠田直方の請願によりその年十一月工場一式を擧げて拂下げらる。又廣島縣上瀨野村の紡績所は同じき十四年七月に至り竣工したれども。同じき十五年五月廣島縣へ下渡され。同縣より更に舊藩士へ拂下げられたりといふ）。又同じき十二年內務省は綿絲紡績事業獎勵のため起業基金を以て。二千錘紡績機械二十基（十基は英國に注文し。十基は工部省に於いて製造せり。英國の分運送費とも貳拾貳萬九千四百五拾四圓なり）を購求し。無利息十年賦を以て明治十三年より十四年の間に大阪府をはじめ三重。靜岡。岡山。栃木。山梨。長崎縣等の有志者に拂渡さる。これより紡績所續々各地に起れり。同じき十五年十月農商務省工務局愛知紡績所長心得岡田令高の發議により。全國綿絲紡績事業を營むものを大阪に招集し。綿絲紡績同業聯合會を開設して聯合約束を商議結了し。明くる十六年一月一日よりこれを施行し。毎年四月十五日を會合の期とし。各自この約束に基き互に相協同して紡績事業の隆盛を圖れり。明治十五年聯合會創設のころまでは。多く淡州綛及和番號を用ゐたりしが。漸次洋綛の便利なるをさとり。つひに同じき十七八年のころより聯合會に於て。互に申合洋製綛締機械を購入し。いづれも洋綛造にして販賣することゝなり。從て絲番號の稱呼及相場の量目共に輸入絲と異ることなきにいたれり。又同じき二十二年七月聯合會より英領印度商工業視察のため官吏の派遣を請願せしかば。政府より外務書記官佐野常樹を孟買地方に派遣せらる。よりて大阪紡績會社員川村利兵衞。三重紡績會社員杉村仙之助を隨行せしめ。孟買のタタ商會と契約を結びて綿花の直取引をなすことになりしか。つひに其後郵船會社と特約を結び。印度孟買の直航を開くことに決し。同じき二十六年十月七日第一回に廣島丸を神戸港より出帆せしめしが。其後引つゞきて今日に至れり。政府においても紡績事業の益々必要を認められ。同じき二十九年四月一日より綿花輸入税を免除せらる。明治十二年に在ては僅に三所の工場八

千二百四本の紡錘なりしに。同じき二十二年の年にいたり。其間十年餘にして二十六所の工場十六萬五千七百十二本の紡錘となれるが。今は六十七所の工場百十四萬七千四十五本の紡錘（明治二十九年五月調査）となり。英領印度。支那。北米合衆國等より一億七千六百五十五萬五千五十一斤（此原價參千貳百五拾七萬三千三百五拾貳圓。明治二十九年調査）の輸入を仰ぎ。普通十手より二十手の者を多く製造するも。其細絲に至ては八十手のものをも多く製造すといふ。ことに昨年來大阪の日本紡績株式會社（明治二十九年創立）にては。瓦斯燒紡績絲の如き細絲のものをも製造するにいたれり。【生絲】は貿易品の第一位を占むるも。屑繭絲屑に至てはこれを紬絲。眞綿に製するのみにて。偶これを輸出するも其價極めて安きがゆゑに。明治八年十二月參議木戸孝允。參議大久保利通等【屑絲紡績所】設立の事を建議し。つひに内務省において設立することゝなり。機械を瑞西國より購求し明くる九年地を群馬縣上野國綠野郡烏非川の邊なる新町にトし。獨逸より建築師グレーフアン。機械師マルチン。紡績師ヘールを聘し。内務省出仕佐々木長淳をして工事を監督せしめ。その年二月より起工し。同じき十年六月に至り。工場全く落成し。十月より開業せらる。これを我邦絹絲紡績の濫觴とす（明治二十年六月三越得右衞門へ拂下げらる）。其後京都より傳習生を新町紡績所へ遣し。七千二百錘の機械を英國より購求し。京都第一絹絲紡績株式會社と稱し。同じき二十年二月より營業せり。又同じき二十二年八月日本絹絲紡績株式會社を起し。本社を横濱境町に置き。工場を程谷在星川村に設け。二千七百錘の機械を据ゑて製造に從事せしが。又岡山紡績株式會社にてもこのころより絹絲の紡績をはじめしといふ。皆いづれも新町屑絲紡績所の職工を用ゐし者なりとぞ。又前橋紡績所は繭の毛羽を使用して一種の紡績絲となしたる創業者なり。はじめ前橋藩の士族にして發起したるものありしかど。充分の効を顯すこと能はざりしが。其後明治十二年七月同藩の士族中この業を企てたるものありて。漸く其端緒を開きしも重に手細工にして。ミユールの如き文明の利器を使用するをしらず。收支相償はざりき。其後千住製絨所長井上省三の注意に基き。歐洲より完全なる紡績機械を購求し。これを以て一種獨特の紡績絲を製造することを得たり。こゝにおいて前橋藩士族中各多少の資金をいだし。懷清社と稱する一社を起し工場を群馬縣上野國南勢多郡上川淵村字六供にたてしが。同じき十五年五月ころにいたりてはやゝ精良なる絲を製し。藥囊絨と稱する軍事用に供せしも。其後懷清社廢れて前橋紡績會社となり。幾多の變遷を經て

同じき二十八年六月同社故ありて任意解散をなし。同じき年九月これを三井家に讓渡して今日に及べりといふ。また【麻絲紡績】は明治十六年滋賀縣大津町字松本村に創設したるを以て其嚆矢とす。殊に政府よりこの事業に對しては模範工場ともなるべきものゆゑ。機械購求費として金八萬五千五百拾六圓餘を十年賦にて貸與せられ。英。佛の機械を（英國製二千二百二十錘。佛國製一千八百錘）購求し。農商務省より技師を派遣して建築工事を監督せしめられしが。同じき十九年九月より近江麻絲紡織會社と稱し營業するに至れり。明くる二十年五月北海道札幌に北海道製麻會社を創設するものあり。これにも政府は數年間若干の補助金を貸與せられしが。北海道製麻會社は麻苧の外亞麻をうゑて紡績せりとぞ（北海道においては明治四年ころより亞麻を試作するものありしが。同じき十九年北海道廳より技師を歐米に派遣し。其生産地に就いて調査せしめ。又亞麻の耕作に熟練せる白耳義國の農夫を雇入れ。これが耕作を傳習せしめられしより亞麻を耕作するもの著く增加し。今は殆と四百餘町に及べりといふ）。又同き二十一年にいたり栃木縣鹿沼に於ても下野麻紡織會社を創設せしといふ。されども將來最も有望なる麻業に對して。此等三會社の外他において此事業を起す者なきは一大遺憾ならずや（以上日本工業史に據る）。【舊時の器械】今日紡績業は以上の如く進歩せしか。往時用ゐし二三の器具を左に記すべし。【紡車】は古くより見えて。和名抄云。說文云。維（沼岐加不利）着ニ絲於筟ニ也。箋注云。維車。趙魏之間謂ニ之轣轆車一。今俗呼以ニ登久留末一。和漢三才圖會に。紡車は收レ絲者也。三才圖會云。紡車有ニ大小二品一。凡麻苧之鄕。在々有レ之。又有ニ木綿紡車一。並其輪動弦轉。筟繀隨レ之。紡人左手握ニ其綿筒一不レ過ニ二三續一。於ニ筟繀一牽引。漸長右手均撚。俱成レ緊」とあり。此車は今なほ田舍にて一般用ひて。紡績上の要具となす。南洋諸島にて用ふるものと毫も差異なく。我より傳へしものか。彼より傳はりしものか。【撚綿軸】（波豆）三才圖會云。撚綿軸。其制作ニ小碢一。或木或石上插ニ細軸一。長可ニ尺許一。先用ニ叉頭一挂レ綿左手執レ叉。右手綿上レ軸懸レ之。撚作ニ綿絲一。就纏ニ軸上一。即爲ニ細纏一。閨婦室女用レ之。可レ代ニ績紡之工一。」【攪車】（和太久利）倭漢三才圖會云。按攪（音交）手動也。所レ圖者與ニ今制一同。而攪法異也。今唯一人攪レ之。蓋一軸抽レ左端如レ幹。又如レ杵。別橫ニ竹於下一以レ繩縋ニ之杵頭一。二軸抽レ右端如レ幹。而以ニ右手一攪レ之。以ニ右脚一踏レ竹。則杵能反轉。以ニ左手一喂ニ綿於二軸交一則子與レ綿相別。種有ニ小攪車一。人坐攪レ之。二軸所成如ニ紾繩一。」其他【績纏】（閉蘇）。【蟠車】（末以乃波）。【籰】（和久）。【績籃】（乎於介）等種々の附屬品あり。近來本

ハウセ

邦に於ても。紡績器械の發明あり。然れども外國の器械に及ばず。

ハウタ 端唄は。小唄又はメリヤスと稱す。俗謠の絲竹に合はすべきものにして。文章詞藻の觀るべきもの多し。文祿以後の隆達節。弄齋節など是なり。多く一節切の笛に合せ奏したり。松の葉。松の落葉等に其の文句を記したり。王朝の頃に風俗歌あり。源平の頃今樣となり。德川氏の頃小唄となりし者にて。今は專ら端唄と唱ふる故。小唄と云へば自から文化。文政以前のものをのみ指す樣になりぬ。左に種々の名目に付て述べん。

【メリヤス】江戶節根元記に云く。東都にて長唄メリヤス初めは。鳥羽三右衞門なりとあり。又近世事物考に云く。當世唄ひ物の中に別に。メリヤスと云ふ物あり。是は安永の頃。芝居座の歌うたひに。荻江露友と云ふ名人あり。此者工夫して。獨吟と唱へ。鳴物いらずに。三味線計にて。撥數少く。座敷などにて閑かに唱ふ風を拵へたり。或る時新吉原町妓樓松葉屋にて唄ひたるに。其樓の妓糀ひ之を聞て。俚言にて誠に氣がめりいすと云ひたるを。此時より戯れてメリヤスと云初めしなり。メリヤスはイとヤと五音通へば。移りてヤスともイスとも云ふなり。後は一つの體語となりて。今は間の延びて閑なる風を。抑なべてメリヤスとは云ふなりとあり。果して然るや否。嬉遊笑覽に云く。手覆のメリヤスは手の大小ともに合ふなれば。其義を取りて。此の歌狂言の合方に能く叶ふとの心に名付たりと云ふは非なり。メリ。カリは音聲の甲乙を云へり。上下輕重の差別なり。カリを俗にカンと云ふ。上る音なり。メルは下る聲なれば。メルは易きと云ふ義なるべし。原武太夫の斷絃餘論は元文年中著せり。上略。今はめりやすと云ふ事流行し。野鄙なる文句歌の樣も卑く成て。云々。めりやす豐年藏に長き歌あるを件の說に合せ見れば。歌の長短には依らず。歌舞伎事始に。扨又一部の內。每事樂屋にて三絃を鳴す。是をメリヤスと云ふ。或る人云。メルは張る。張るはメルと云ふ事あり。藝をなす者せりふを張り。突込みてする時は。見る人めるなり。仕打骨髓になす時は見る人張るなり。因てメリハリの大事なり。是等に因て見れば。樂屋に彈ずる三絃を云へるが元にて。其に合せ唄ふ歌をもメリヤスと云ふべし」とあり。

【隆達節】は文祿のころ謠ひ始めたる小唄の一流なり。嬉遊笑覽に。隆達は聲よくて一風をうたひしなり。堺鑑に。高三隆達元は日蓮宗當津顯本寺の寺內に住す。故有て還俗し。高三氏の家に住て藥種を商ふ。年を經て小歌の節を一流うたひ出すより。世俗りうたつ流とてうたひもてなすとみゆ。古寫本にふしづけしたるもの往々あり。或は自筆に寫したるには。文祿某年自庵隆達としるしたるもあり。自庵は隆達が別號なり。焦尾琴に見えたり。元祿刻本の書目錄には。隆達小歌二卷と見えたり」とあり。また八十翁昔語に。百五六十年以前唄をうたふと云事。始りはりうだつといふ遊民のおどけ坊主。うたを作りうたふ故。直に歌の名をりうたつと云し。聲よく拍子聞にて諸人面白がりりうたつうたはぬ人はなく云々。」聲曲類纂に。堺鑑を引きてその注に。攝陽群談に。隆達が古跡西成郡境北材木町に在といへり。按るに。三味線を引初し中小路は境の人なり。されば隆達もその頃中小路澤角等に學び。自らも章句をつくりてうたひしものなるべし。其角が焦尾琴に。自庵隆達坊が一筆自作の證歌は。室君の手筥にのこりけるを。宗勳入道ひとよ切に吹合て。今も世にしげれ松山の風情をうたふとかや云々。むかし〳〵物語に云。其後百二三十年跡籠齋といふ遊び坊主出來たり。これもりうたつを覺え。はやりうたを唄ひ作る云々。寬文の東海道名所記にも。赤坂の宿のくだりに。りうたつの小歌をうたひ。山崎下りを舞る事をいへば。海道下り山崎下りともに。隆達の作なるべし云々。英一蝶朝妻舟の畫讃に「隆達がやぶれすげ笠しめ緖のかつら。長く傳はりぬ。是から見れば近江のや」と序ありて。唄に「あだしあだ浪。よせては歸る浪。あさつま舟のあさましや。アヽまたの日は。たれにちぎりをかはして色を。枕はづかしいつはりがちなる我床の山。よしそれとてもよの中」。山東翁が奇跡考に云。文祿頃迄は。隆達節の殘りたれば。一蝶聲よくて是をうたひ。且小歌の文をもあまた作れる中に。朝妻舟。しのゝめ(一名かやつり草)などいふは。ことにはやりて。その頃のたはれをら。うたひし小歌なり。そのゆゑに。元祿十四年印本松の葉に。朝づま舟の文を端歌の部にのせて四段あり(中畧)。寬文の印本絲竹初心集にのせる小歌は。すげ笠ぶしとて「やぶれすげ笠。やんや。しめをがきれていの。おゝゑい。さらにきもせず。ゑいさんさ。やあさんさ。すてもせず」。かくあるは隆達ぶしの小歌也。寬文の頃。三味せんにも一節切にも合せて專らにうたふ。かの端書に。隆達が破れすげ笠しめをのかつら。ながく傳りぬとかきたるは。右のすげ笠ぶしの長く傳りたる事をいふなり。すげ笠は近江の名產なるによりて。これから見ればあふみのやとはつゞけたらん(中畧)。一蝶作の小歌多くは。花都といふ盲人ふしをつけたりと云々。因にいふ。松の葉にのする花笠といへるうたに「あつまからよりはないちうれし。神ンぞうれしつれどやみあいうた。さりとは庄五郞も一つたのむぞ。はんだとさぶしどやうるりを。まん〳〵だんもきかまほし。さてもそろふたつれうた」とあるも。

この花都をいへるなるべし。庄五郎とあるは。松島庄五郎にはあるべからず可考。

【弄齋節】は隆達節より謠ひ變へたる一流なり。何時頃より謠ひ初めしか定かならねども。享保以前より行はれしが如し。絃曲類纂に。弄齋節(三味線の曲に始り箏曲にも彈なるべし)。昔々物語に隆達のことを記し。其の後百二三十年跡(此年數書損あるべし。文祿の頃より百二三十年跡なれば享保の頃也。弄齋はそれより古し)。籠齋といふ遊び坊主出來たり。是もりうたつを覺えてはやりうたを唄ひ作る。又格別にはやり或公家衆聞給ひ。殊の外感じ給ひ。歌の章雅文字の數。三十一文字也。是に節を付てうたふは歌と云も尤なり。此外のうたは歌といふべからずと。らうさいを褒美し給ふ。此唱歌に「山がらす何をいとひて墨染の。あさきにあらであたら此世を」などゝいふ歌のしやうがなりと云々(寛文の吉原小歌惣まくりに。雲井のらうさいとて「文はやりたしわが身はかゝず。ものをいへかし志ら紙が」。又外にかへうたありて三十一文字ならず。松の葉又扶箏雅譜集に雲井弄齋とて箏曲の譜あり。ともに三十一字にあらず。後に作りしものなるべし。譚海筑紫琴の件にいふ。らうさいといふはむかしのらうさいぶしに合する柱立なり。昔は平日うたひしものなれども。らうさいぶしたえて琴の上にばかり殘りたる故。傳授のやうにたいさうに覺えたるなりといへり。また雲井弄齋といへるは。箏の秘曲に雲井といへる調子に合せ。らうさいの曲節をうたふ故にしかいふとぞ」と見えたり。

【柴垣節】は唄を謠ふのみにあらず。その節に合して野鄙なる踊をなすものなり。明曆年間盛んに流行して貴賤共に遊興の一つとせり。還魂紙料に。明曆の頃盛におこなはれし柴垣といふ小唄あり。是はうたふのみにあらず。二人り立ならんで手を拍。胸をうつて踊る故に。柴垣をうつともいひし。或古記。明曆三年の條に。此頃北國下部の米搗唄とやらんに。柴垣といふト流布して。河原者の業となる」云々。その踊りの有樣を一話一言に萬治四年板むさし鐙を引きて云。此の比北國の下部の。米つき歌とかや。柴垣といふ事世にはやりて。歷々の會合酒宴の座にても。第一の見ものとなり。いやしげに。むくつけきあら男のまかり出。くろくきたなきはだをぬぎ。えもいはれぬつらつきして。目を見出し。口をゆがめ。肩をうち。胸をたたき。ひたすら身をもむ事。狂人のごとし。右にひだりに。ねぢかへり。あふのき。うつぶき。あがきけるを。座中聲をたすけ手をうちて。もろともに興ぜられしを。みる人さへうとましく。片腹いたかりしが。はたして諸家ともに。みな柴垣となり。大かたはもはや。此町にはすまれ申さぬもあり。火にやかれてのがるゝかたなく。柴垣うち〳〵果けるにぞ。謳歌の事も思ひあはせらるゝと。まゆをひそめ。はなばしらをしかめて。つぶやく人も有けり。」此火は明曆三年の火災をいへり。絃曲類纂も同書を引けり。又還魂紙料云。又舞正語磨(萬治元年印本)に。「まづあしくてもはやる證據には。岡ざきをふみ。柴がきをうつ事は。いやしき甕ぶりの頂上なれども。はやりぬれば大方わかき者の人なみに。是をすけり」とあるにて。明曆の頃流行しを見るべし。東海道名所記(萬治年間印本)。歌比丘尼の事をいふ條に。つぎに柴垣とやらん。原は山の手奴どもの踊歌なるを。比丘尼節にのせてうたふ」といへば。事賤き者のうたひし小唄にてありしなるべし云々。吉原つれ〳〵草失墜(延寶二年印本竹本氏藏書)に。ながき夜をひとりあかし。遠きあなたを思ひはしばの烟を忍ぶこそ。色このむとはいはめ(以下注)。はし場のけぶりしは垣集の中に「あはれに見ゆる橋場のけぶり。つひにやかるゝ身とはしらずや」とあれば。延寶より前に此替唱歌を綴りて。柴垣集といふ草紙のありしなるべし」とあり。斯の如く流行せしも早く廢れて諸國には廣まらざりしと見えて。嬉遊笑覽云。一代男。越後寺泊の條に。六七人聲して三國一じや。拍子があふのあはぬのと同じことのみうたひけるほどに。亭主にやうすをきけば。此ごろ上がたよりさゞんざと申小歌がはやり來り。こゝもとの若い衆いろ〳〵けいこいたせども。聲がそろはぬと申はべる。さても世はひろいことを今おもひ合す。しばがきをどりはしつてかとたづねけるに。夢にもしらずと申云々。」また三千風が行脚文集一の卷(天和三年)。加州金澤の文に。燕樂の加賀節も。此時にはやりいで。悲哀の柴垣。早歌は遠く廢れて吟人更になし。

【岡崎節】は寛文以來流行せし一種の小唄なり。今は謠ふのみなれども。往昔は踊歌なり。還魂紙料に。無正語磨(萬治)を引きて。岡ざきを蹈とあり。今の踊に。六拍子といふが。是則岡崎びやうしなり。岡崎は足拍子を要とし。柴垣は手拍子を要とする歟。故に踊といひ拍とはいふなるべし(岡崎は正保のさうしに見えたれば。寛永前の小唄なるを論なし。柴垣は明曆前の物には見えず)」と見ゆ。また近世奇跡考に。をか崎女郎衆といふ小歌は。寛文より元祿の頃へかけて。一節切にも三絃にも合せて。もつぱらうたひたる小歌也。元祿十二年印本。紙鳶と云一節切の書に。譜をつけたるあり。又寛永二十一年印本。あふむ新つれ〳〵(蜀山翁藏本)と云草紙に。をかざきをどりと云小歌を。つくし琴に合せて。ひきたるよしをしるす。これによれば。寛永の頃よりはやりし小歌歟。むかしあまたありける小歌のうちに。これのみ一百六十餘年の今に殘りてうたふはめづらし」とあり。そのうたは「をかざき

ハウタ

ぢよろしゆ。おかざきぢよろしゆ。おかざきぢよろしゆは。よいぢよろしゆ。をかざきぢよろしゆは。よいぢよろしゆ」とうちかへしてうたふなり。

【籬節】は萬治のころ唄ひ初めし一流なり。然ども此唄節六十年程にて廢れり。聲曲類纂に。籬節。大阪新町に行る。萬治年中新町にまがきといへる遊女。美聲にして一流の小唄をうたひ出しけるより。此里の名物となりけるか。元祿。寶永のころ盛に行れ。正德の頃にいたりてすたりし由。みをつくしにいへり」とあれば。その音調後世に適せざりしと思はる。

【土手節】は寛文のころ謠ひ初めしか。今のソヽリ節の如く。遊廓に通ふ者の謠ひし素唄なり。洞房語園に。尾高如醉齋といふ隱士あり。寛文の頃鶺鴒組。吉屋組等の男達の。うたひはやりし土手節といふ小歌は。此翁の作なりといへり。」また洞房語園に。土手ふし(寛文の頃はやりし巷歌)。醉翁作「かゝる三谷の草深けれど。君か栖かと思へはよしや。玉のうたてもおろかでござる。よその見る目もいとはぬ我ゝやに。おわらひやるな名のたつに」。「何にせむ玉の臺も八重むくら。はへらむ宿にふたりこそれめ」といふ古歌の心をかりて作りしもの歟」と見ゆ。川捨箱には。昔三谷通ひする者の歌ひし土手節といふは。今傳はる踊り歌吉原雀に。それ編笠もそこにおけ云々といへる條の節なり。此吉原雀の歌初て作り出しゝとき。當時三張の高手原富翁。かの唱歌を見られ。こゝは昔流行せし土手節こそよからめと。手をくだされしなりとぞ(寶永六年生)。その翁の門人の門人小林某。文化丙寅の三月まで。予が合壁に住。かの土手節を彈歌ふを常に聞たり。唱歌は三つならでは傳はらず。一歌は松の葉三の卷に見えたる。三谷歸りといふさわぎ歌(世にこくにあはれらしきは云々)に大同小異なれば。こゝに不レ載。嬉遊笑覽に。或人云。吉原雀は。富士田吉次がうたひし唄なり。市村羽左衛門。吾妻藤藏所作をしたり。其の唄に「それあみ笠もそこにおけ。二階ざしきは右か左か。おくざしきでござりやす云々」といへるは。土手節を其儘とりたるなり(此歌三絃の手は原武が作なりとぞ。京鹿子も。同人の手付なりと云り)」などあるを見れば。土手節の音調は長唄の吉原雀に殘れる事は前文の如し。

【加賀節】は萬治。寛文のころ謠ひ初めし小唄の一流なり。隆達弄齋節より出たる一流にて當時專ら流行せり。昔々物語に。其後六十年ばかり以前禰宜町。勘三郎座の役者共の中。多門庄左衛門。出來小ざらし。花井才三郎。玉井吉彌。玉川千之助。山川内記。主膳。かくれなき美男。拍子聞。聲よき者にて。此等寄合。加賀ぶしといふ歌。うたひ出す。籠齋にまけぬ歌也。其引きつゞきに。むめかつ。まきつれなどゝいふ長歌。此者とも作りたり。禰宜町といふは。境町の事也。六七十年以前は。禰宜町と申す。さかひ町といふ人なし。」嬉遊笑覽に。此著書享保なれば寛文四年に當る。然れども寛文元年に法度ありて今の如く芝居三ヶ所に定れり」とあり。用捨箱云。國町の沙汰(延寶二年寫本)に。隅田川の船あそびの事をいふ條に。此頃きこえある猶都といふ座頭をとりのせ。近江がうちし紫檀の三味線金の鵐目(シトトメ)あるかなきかに忍ばせ。蘆間の舟のさはりがちなる音じみに銀のかせ掛。誰はゞかる氣色もなう。撥音けだかくおほどかに彈ならし。其空蟬の身をかへて猶人からのなつかしや。とうたふ加賀節はさしも淸川の流れの水を酌しかとあやまたる」とありて。注に。かゞぶしことふりたるといへど。今に廢らずおとしに大事」と見えたり。延寶二年に事ふりしとあるにて。寛文中の小歌なるを知るべし云々。西鶴置土産(元祿六年)に。連節のかはり加賀」といふ事あり。元祿の頃は節も一變したるなるべし。」其唱歌は。聲曲類纂に。上るりにも亦加賀ぶしといふあり。上るりのかゞぶしは京師宇治加賀掾の曲節なり。松の葉にのする所の加賀ぶしの小うた左に記せり「つとめものうきひとすぢならば。とくもきえなん露の身の。ひかけしのふのよろ〳〵人に。あふなつとめのいのちかな」。「いつしいづれの日にたちそめて。いなさほそ江の身をづくし。くちもはてなばうきなもともに。同しはまなのはしばしら」。「よしやわざくれ身は朝貌の。ひかげまつまの花の色。うらみられしもうらみし人も。ともにきえゆく野べのつゆ」とあるを見れば。其章句端唄の句調にて艶(ナマメ)かしき節といふべし。

【道念節】は貞享のころ謠ひ初めし一種の流行唄なり。聲曲類纂に。沾凉が無事談綺(寶永)を引きて。京に道念山三郎と云輿樗(キヤリ)の音頭あり。貞享の頃盆踊口說と云唄をうたひ出したり。此ふし踊の拍子によく合たる間なれば。今以これをよしとするよし」とあり。松の落葉(元祿十七年印行)に。道念咄といふ小歌ありて。作者道念仁兵衛とあり。其歌に「道念咄をいたさふぞよ。此道念つれ〳〵なまぐさそうに思ふたれば。あんのごとくめんざうに大こくこそは置れたり。此大こくを繪像か木像かと思ふたりや。おまんといへる大こくじや云々」とあり。思ふに壬生の踊念佛の狂言に。道念といへるも梵嫂の事を作れり。されば右の歌をうたひ始しより。道念山三郎。道念仁兵衛など名つけ。道念ふしとて行はれしもの成へし。

【大盡舞の小唄】は享保のころ流行せし一種の小唄なり。聲曲類纂云。大盡舞の小

唄は。享保の頃。江戸歌舞伎役者中村吉兵衛の作也。吉兵衛は小唄の上手なるよし。正德中寫本吉原徒然草といふ册子に見えたりとなん。本文すべて二十五段あり。吉原に古き小うたの殘りたるは。わつかに此大盡舞のみ也。文句の中百有餘年の昔を考ふべき事多しとて。山東庵醒々翁大盡舞考證をあらはせり云々。」本書右考證の歌曲ともを抄出すれど。玆には略しぬ。

【さゝんざ】は慶長のころ流行せし一種の小唄なり。嬉遊笑覽に。慶長ころさゝんざと云歌はやれり。竹齋物語に。石村けんげう參られて歌のてうしを上にけり。「情は今の思ひのたねよつらきは後のふかき情よ。雨のふるよにたがぬれてこぞのたそとおしやるはよそ心さかなさ。かづきとり出したび／＼申てはづかしけれど。又さゝんざなどうたふ云々」とあり。

【ほそり】といふは流行唄の一種なり。聲曲類纂云。ほそり。片撥。此二曲。寛永梓行のあづまめぐりにも世に行るゝよし見えたり。寛文の小唄惣まくりに○ほそりつくし「ほそりのやれてところは大和のつぼさかそのふしなほすなみのゝたにぐみおしやればま事にのふさてみのゝたにぐみ」。「われもたこくよきしよさまも。又たこくよたいがいちかいに。のふさておめをくださありよ。おしやればま事に。のふさておめを下さりよ」。松の葉に載る所此外六段あり○しもさほそり「かひの國なるしんげんさまのな。いちどもござらぬ。二どもござらぬ。おちよぼしのぶにむつのくが候。まつ一ばんにあめにあられにまつ山に。しばかきのうさていぬのあだぼえ。それ月はなほ月はのうさて月はゐせもの」。同書にのする所。此外三段あり○はてかたばち「笛による鹿はつまゆゑにしする。われらもさまにやれいのちすてうずよの」。「ふほのせきのいたまに月のもるこそやさしけれ」。惣まくりに載る所○かたばちかはりぶし「ひとかたならぬ思ひをすれば。まくらもきけよ夜こそねられね」。「あらなつかしの松むしの。こゑやこゑきくたびにおりんこひしや」。「見れば見渡すさをさしやとゞく。なぜにわがこひとゞかぬぞ」。この歌寛保二年豐竹越前掾江戸へ下りし時。石橋山鎧襲といふ上るりの內。老の涙枕といふ節に。「見れば見渡すさほさしやとゞく。なぜにとゞかぬ我思ひほんにさ云々」とうたひ。江戸中にはやりし事。增補操年代記にいへり」とあり。

【投節】は流行唄の一種なり。嬉遊笑覽に云。紫一本金輪寺の條。抑なげぶしと云ふと。作古にもなきに非ず。鄙曲にも是あり。逍遙院殿御歌に「おもふをなけぶし聲にうたふなり。めでたや松の下にむれゐて」。紀逸が雜話抄に光廣卿御作自筆のなげぶし「おなじ空なる影かとおもて。みればあやしや月さへさまと。共にみぬめはかはるけな」。松の葉(五)。なげぶし唄百首あり。その內に「あめのふる夜は一しほゆかし云々」。又「のべにかはづのなく聲きけば云々」などあり。是今もうたふなりやすの唱歌なり。延寶八年洛陽集「なげぶしや親父初音のほとゝぎす。行正」。五元集。淺妻舟につゞみを入て月をみる女の水干に扇かざしたる畫に「思ふをなげぶしは誰月見舟」。「爰は山中もりのかげ。月夜からすはいつも鳴」といふ隆達が歌を立入て「秋もゝのゝ月よからすはいつもなく」と伊丹の鬼貫が句ありと見え。聲曲類纂に。投節。貞享。元祿の頃京師より流行いだし。三都に行はる。寶永五年印本俳師園水が編の男女色競馬に。投節は境の隆達其の名高し。章歌は背山が作り聲るよしいへり。背山は色道大鑑の作者なり。二代目並木五瓶が作の俳徊通言に。なげぶしは明曆のころ京島原柏屋の河內といへる牽頭女郞。唄ひ始るよしいへるは何れの書によれるにや。松の葉に云。投節の事。元來江戸らうさいのふしを直してうたひ來るとかや。音聲しめやかに調子はひくき方よし云々。大ぬさに。投節のひきやうを記せり。しげゝれば畧す。紫の一もとに云。小うたはなきかと尋れば。京の者今淺草に住居をなす。吳服屋たふれの善右衞門幸ひ茶の間に在合せ能出てうたふたり「渡りくらへて世中見れば。阿波の鳴戸に波あらし」といふ京にてはやる投節を。聲もをしますうたひければ。飛鳥もつばさたるみ。走る獸も息をつき。うつばりの塵も手拍子打て踊る。遺佚かよむ「閒人のくびなげぶしの唱歌にも。涙あらしとはよき小うたゆゑ」。其折節かの毘沙門山にて杜鵑の歌讀たりし男來りて。戸塚山のあつかりしに今日の雪のさむさ。其時の琴の音は雲井に響き。今の小歌はこゝろ沈てないりへ入るやうにおもしろしと云。しからば歌よめといふ。則書付る「聲の色身にしむばかり聞ゆるは。なけのなさけのなげぶしやこれ」。松の葉に載る。古今百首なげぶしと題して。百首の小うたあり。其內一二をしるす「まつのはごしのいそへの月は。ちとせふるともかはるまい」。「思ひみだれてあしやの里に。あまのたく火かとぶほたる」。「あまのたくなるもしほのけふり。ひとのたちゐのしほとなる」。「あられふるらしとやまのかつら。色にみゆるをいかにせん」。「わたりくらへてよのなか見れば。あはのなるとに浪もなし」。「ふけてきぬたの音よりきけば。月におちくるわがなみだ」。「うしやこの身はおやはらからの。ためにしづみしこひのふち」。「あめのふる夜はひとしほゆかし。いつにおろかはなけれども」。椰節。投節の古名なる山嚢笠翁はいへり」とあるを見て。そのゆゑを知るべし。

【古今節】は一時の流行唄か委しき事を知らず。聲曲類纂に。古今節。元祿の頃。古今新左衛門といへる歌舞伎役者うたひ始しよし(按るに新左衛門本姓村山にして。紋所は丸にかたばみなり。寶永七年上木の松の落葉等に。古今節の小うたあり。目錄(新左衛門自作)なぞのうた。小栗馬の段。朝比奈。富士のあらし。みうれし。嵐の書寢。老ばれ枕。うしの綱。ぐんない八丈。有馬の松。いろは。天の川。蓮花經。山ほととぎす。稻荷參。浮世言葉。茶のみ時。さいの河原。すみだ川。山庄太夫」とあり。之れ小唄の一種なり。

【上方唄】は京大阪に行はるゝ小唄の一種なり。聲曲類纂に。上方唄。京大阪の小唄にして自ら一品なり。頌歌は松の葉。松の落葉。絲の調。鶴の聲。鶴の齢。松の挙。松の聲。常磐の友などいへる草紙に載たり。何れも箏に和し。三味線に合せてうたひしものにて今に行れたり。天明壬寅浪華にて公布せる。歌系圖といへる草紙あり。歌うたひ作者の家系にはあらで。中古行はれたる小唄の外題に。作者の名を記し添たるもの也。こゝに名ある人のあらはせしもの一二を擧ぐ(この外撿校。勾當の作。竝に歌舞伎役者芝居ものゝ作等。すべて七百四段の目錄あり)。○たき川。石出常軒作○長相思。柳里恭作○月の枕。同作○みすの追風。其碩○ふじ。紀海音作○おそめ。同作○出口の柳。宇治加賀掾作○相の山。文耕堂○鳥部山。近松門左衛門作○しらいと。茨木や幸齋作○里けしき。大石うき作○花の香。堂上方御作又瑞龍寺の僧或は浪屋古庵とも云○あけつけ。鷺水作○きつね火まへ歌。大石うき村松たんすい小の寺ほくたん作○引くるま。園水作○川竹。言水作○鎌倉八景。とらや永閑作○春日野。西鶴作○色香。同作○夏草。秀松軒作松の葉の作者なり○月見。同作○花見。同作○嵯峨八景。一時軒作○春草。小堀遠州作」とあるを見て知るべし。

【歌澤節】安政二年起りたる節なり。前述せる諸節の文句のみ傳はりて。三味線の曲の絶えたるを手を付け。又俗間に散傳せるメリヤス物の三味線の手に改良を加へ。以て合同概括せるものなれば。本調子もの。二上りもの。三下りもの。一下り。三下りなど種々の節を網羅したり。主として酒席などにて座興に唄ふものにて。藝妓などの學ぶものなり。その祖を歌澤笹丸。同芝金と云ふ。共に徳川氏の士にて笹本彦太郞。柴田金藏と云ふ。疊職に虎右衛門と云ふあり。聲よく小唄を歌ひけるが。彦太郞は小唄の文句に通曉し。金藏は三絃の上手なれば。三人相謀りて世の中の短篇の小唄を色々に曲譜を付け世に流行らせ。三人とも歌澤某と稱せしに。幕府の命ありて。御家人の藝事などに從事するを禁ぜられたるが。世上には猶流行盛にて。追々其の禁も緩みたるに伴れ。當時劇場に出てゝ唄はされば太夫と云ふことを得ざる藝人仲間の習慣なれば。三人とも劇場に出で。安政四年笹丸は大和大掾と號し。虎右衛門は相模大掾と號し。芝金は土佐太夫と號す。初世芝金歿し。二世の節。虎右衛門と隙ありて。歌澤を改め。【哥澤】となし。別派となる。後笹丸歿し。二世笹丸も歿せしかば。其の家系を預かりて。今は虎右衛門の派と。芝金の派と二派あり。

歌澤。哥澤共に紋所は松葉丸を用ふ。其の曲中にある分類を略擧すれば。【祝儀もの】俗にお座附。長唄。琴唄。上方唄。淨瑠璃。小唄などより粹を拔きたるものなり。【二上り新内】新内節に似たるものにて。其文句主として悲哀の戀を歌ふものなり。【大津繪節】二上りにて。外法階子すり云々。鐘辨慶矢の根五郎」といへる大津繪を歌へるものを元唄とし。種々替唄あり。【トッチリトン】初代都々一坊扇歌の始しものにて。百十三文字あるを元唄とす。今衰へたり【甚句】本調子。二上り。三下り共にあり。相撲の唄ひ出せしものか。【イタコ】イの部にあり。【ヨシコノ】囃し言葉にヨシコノ〳〵と云ひしにや。上方の流行謠を都々一坊が江戸にて節をかへて都々逸と名づけ流行させしなるべし。文句は都々逸と同じけれども。節は全く別なるべし【ドヾ一】又都々逸と言ひ。近來情歌とも云ふ。二十六文字本調子にして。天下萬般の俚歌俗謠皆この節に歌ひ得らるゝを以て。廣く行はる。此の内に(1)字餘り都々逸あり。是に二種あり。數多くの音數を早く唄ひて。調子に合はするものと。二十六字の外に。其の最初に五字を加へたるものとあり。乙者は旋頭體とも云ふべきか。(2)文句入都々逸。上の句と下の句の間に淨瑠璃。長唄。木遣り。詩など他種の韻文を挿みて唄ふものなり。(3)送り都々逸。是は深川借宅の盛なる頃行はれしものにや。「送りましよかよ。送られましよか。然も佐賀町の河岸までも」と云ふを元唄とす。

【小室節】は謠ふに三絃を用ひず。後世馬士唄の如きものか。聲曲類纂に。小室節。其始竝に名義ともに知るべからず。今も諸侯御入府の節は。御馬前に立てうたふとかや。其曲節を傳ふる家。今も武州豐島郡參河島に殘りてあり。參河島に殘る事は。參河より來たる人の子孫とかや。其傳來故ありて畧す(むかし吉原通ひせるわかうどら。白馬にのりて通ひし頃。馬奴二人こむろぶしをうたひし事云々。又人倫訓蒙圖彙に。馬士の事を記して。當世は只辰巳あがりの聲して小室ぶし也云々と

あるは元祿の編にして。凡京師の梓行なり。其頃はつれにうたひしものと見ゆ。義太夫ぶしのふし付にも。これを用ひたるものあり」とあり。小唄の一種なるべし。追分節。米山甚句。磯ぶし。木遣り崩し。文彌節。伊豫ぶしなどあり。俚謠の轉じて廣く都會に行はるゝものは俗謠となり。童謠の樂器に載せられて大人にも賞はやさるゝに至れば俗曲となる。此間の區別明ならず。

ハウチヤウ　庖丁。今世魚。鳥。野菜等を截割するものを庖丁と云へど。こはあやまりなり。貞丈雜記に云。古は魚。鳥を切る刀をば庖丁刀と云。野菜を切る刀をば菜刀と云し也。庖丁と云は本は料理人の事也。庖はくりやとよみて臺所の事なり。丁は仕丁の丁の字にてめしつかひの事也。臺所のめしつかひと云事也。一說に庖丁と云は。上古食物を調へたる人の名也といへり。人の名にはあらずともいふ。」又同書の頭書に云。光大曰。莊子養生主曰。庖丁爲二文惠君一解レ牛(中略)。良庖歲更レ刀割也。族庖月更レ刀折也。今臣刀十九年矣。所レ解數千牛矣。而刀刃若二新發一於硎一(中略)。文惠君曰。善哉。吾聞二庖丁之言一得レ養レ生焉云々。この庖丁は漢土にて食物にする牛を調理するもの也。庖丁とは人名の如くきこゆれとも。良庖とはいひ。族庖といふをみれは。人名にはあらす。今の世にいふ料理人也。良庖とは上手なる料理人。族庖とは多くある下手なる料理人といふ意にて。良庖丁。族庖丁といふべきを。丁の字を略したるなるへし。しかれは莊子の庖丁は。人名にあらず。役名と見るへきなり云々。」又いにしへは殿中を始め。諸家にても酒宴の時。庖丁人出て。魚鳥を切て御目に懸る事有。其切樣庖丁方の作法あり。まな板持參し樣の法も舊記に有。其比は庖丁を習ふ人も多かりしなり。今は庖丁の法知りたる人少し云々」などいへり。又閑窓隨筆に丁はよほろと訓す。下部のものゝ事なり。使丁。仕丁の類なり。火丁といふは一隊の飯をかしくものなり。俗にいふ食たきなり。又庖廚の下部を庖丁といふ。その人の魚類に用ふる刀を。庖丁刀といふを俗に庖丁とのみいへり。また魚類の料理する事をも。いにしへより庖丁といふ。古き物語の書に見えたり」と見ゆ。堺には。庖丁打物類等を商ふ家多くあり。所謂黑打文珠四郎。御方庖丁石割などの銘あり。

ハウメム　放免は。檢非違使廳の下部なり。上卷檢非違使の條には下部といふ名稱のみを載せたれば。今書どもに見えたる放免のことを爰に收む。和訓栞云。はうめん。東鑑。右大臣家鶴岡拜賀時。供奉行列の中に。放免四人と見えたり。檢非違使廳の下部をいふといへり。行列は各自に其分上を專に務るをもて。列の人數に離れ。順の亂れぬやうにし。或は鬪諍を鎭め。或は下部の頼に煩らひある時に。人數に加はり務むるをもて。行列を放ち免るゝ義なり。常にいふはしり下部也とぞ。檢非違使につきて出たる事。今昔物語にも見えたり。中右記に。元永二年四月六日申云。去年賀茂祭檢非違使。所二相具一之廳下部等。或付二鏡鈴等一。或着二錦紅打衣一。如此過差欲二停止一と。又明月記に御靈會に。神輿を渡し種々風流を施すといふは放免也。冠服を心任に用ひて。貴人のありさまをなし。又は故事を造り物にするなんと。もと加茂祭に此事ありし後に。疫を送る御靈會にも。さま〴〵のつけ物をわたせし也。徒然草に。はうめんのつけ物。といへるも是なるべし。壽命院抄に。今深草祭を以ていふならば。櫻町の放免うりの類かといへり。祭の鉾を持者の手かはりの人。今時の練物の如く可笑き體したる也とぞ。」また貞丈雜記に。放免と云役の事。東鑑二十三に云。建保六年將軍實朝任二大將一。爲二拜賀一。參二鶴岡一。臨兵江判官能範。布衣革緒の細尻鞘太刀。郎等三人。雜色四人。調度掛一人。放免四人と有(江判官は侍所五人の内の一人也。判官は檢非違使判官也)。東鑑卷二十四云。檢非違使大夫判官景廉。東帶平塵蒔太刀。舍人一人。郎等四人。調度掛小舍人童各一人。看督長二人。火長二人。雜色六人。放免五人とあり。放免は檢非違使の廳の下部の役の名也。放免は警固する役也。賀茂祭の時なども警固に出る也。死罪流罪の者など有時も警固を勤る也。賀茂の祭なとには鉾をも持也。鴨長明が四季物語。賀茂の祭の條に。放免の下人のそでたもとに。つけたるまりづくし。秋のはな垣。百なりひやうのすゝきになりたるなど。けしからぬ見物なるに云々。つれ〳〵草に云。建治。弘安の比は。祭の放免のつけ物に。ことやうなる紺の布四五端にて。馬をつくりて。尾にはとうしみをして。くもの井(くもの糸の事なり)かきたる水干につけて。歌の心などいひて渡りし事つれに見及び侍りしなども。興ありてしたる心地こそし侍りしかと。老たる道志(道志は檢非違使志也。志はさくはんなり)どもの。今も語り侍る也。此比はつけ物年を送て。過差ことの外に成て。よろづのおもき物を多くつけて。左右の袖を人にもたせて。みづからはほこたに持ず。いきつき苦しむありさまいと見くるし云々。尺素往來云(賀茂祭の文に)。廳下部皆當色尾鉾持。以二金銀風流一付二于衣裳一候云々。廳は檢非違使の役所也。下部は放免也。つけ物といふは。放免か着たる水干の袖に。作り花其外色々の作り物をとち付て。風流をなして祭の見物の爲に備る也。袴にもつけ物をする也。古き繪に見えたり。」また源平盛衰記卷十三(高倉宮信連戰の條に)云。兼成か下部に金武と云放免あり。究竟の大力

大腹卷に。左右の小手さし打刀拔て向會たり云々。兼成は明法博士にて。檢非違使判官を兼たる人也。又盛衰記十八（文覺流罪の條に）云。院より廳の下部二人付られたり（中略）。廳の下部放免二人も下向すへきにて有けるが（下略）。又同卷に。金とらんとて。五條天神の鳥居掘倒たりける。放免の中に刑部丞明澄と云ける男云々。右の文を以て放免は檢非違使の廳の下部の官人なる事を知るへし」など見えたり。上卷檢非違使の條併せ見るべし。然れとも今日に於て此職なくして。放免といへは。未決囚及び刑事の公訴を受けたるものが無罪の宣告を受けたるものを無罪放免とし。其他大赦。特赦によりて。囚徒の罪を免ぜらるゝを放免と稱するのみ。

ハウレムサウ　菠薐は。漢種の傳來年號未だ詳ならず。其の大葉の品は。文久年間法朗西國より來るものとす。

ハオリ　羽織は。今禮服の一種となりて。人常に之れを着す。元は道中の服にて。衣服の上に。はふりし者なり。被布と云ふもの。元隱者の路上に着るものにて。一名道行きと唱へしか。今は人の前に着て出てゝも失禮にあらざる事となりしか如し。和訓栞云。はおり。羽織とかけり。安房に「はこり」といふ錦織のよみのごとし。無名抄に鳥の毛にて織たる布といふ事見えたり。又足利將軍の時。鳥の毛を織まぜたる道服はやりたるよりの名なりといふ說あれども。鶴氅より起りたる名なるべし。道服の變じたる製とは見えたり」とあり。また四季草に。羽織の事。古は胴服といひしなり。其たけ短くて胴許りをおほふゆゑの名なり。後にこれをはおりといふなり。又道服といふ物あり。是は公家衆の用ひ給ふ物なり。胴服とは別の物なり（裝束拾芥抄などに見えたり）。或說に。羽織は。むかし異國より鳥の羽にて織たる服を渡したるを。其形に似せて裁縫したるものなるゆゑ。羽織と名付といへり。是は羽織と文字に書くにつきて。造り出したる妄說なり。羽織と書くは。詞にふりといふは放の字なり。つれ〳〵草に。その子むまごまではふれにたれど云付てあて字に書たるなり。實ははふりと書て。詞にははおりといふなり。あふひと書て。詞にはあをひといひ。あふぐと書て詞にはあをぐといふと同じ例なり。は云。源氏若紫の卷に。心にまかせてはふらかするなめり。又明石の卷に。かくながら身をはふらしかふるにや云々。これら皆放の字なり。たとへばつなきたる物のはなるゝやうの事を。はふらかす。はふるなどいふなり。俗語にはふりなぐる。はふりかくるなどゝいふも同じ詞なり。胴服をはふりといふも。上より帶をせずしてはふりかけて着るゆゑ。はふりといふなり。それを詞にははおりといふなり。はふりかくるは放掛の字なり。帶にておさへずして放ち着にきるゆゑの名なり。羽織の字は詞に付てあて字にしたるなり。」また南嶺遺稿に、羽織といふもの古來の道服也。いにしへ【道服】といふものを着したるは。其形羽織の長きやうなるものにて。道中にて塵ほこりの衣裳にかゝらぬ爲に着するものなり。夫が轉して羽織となりたり。足利義量將軍の近習に仰られて。鳥の毛にて織まぜたる道服はやりたり。夫より通して羽織といふ名起りたるよし。慈照院殿實錄にあり。又一說に。此もの古來なきものにて。小袖の端を折て短にしたるもの故。反折と云よし。永祿日記にあり。今按るに貴人方佛詣なとのとき。道服といふものを召さるゝ也。廣袖にして羽織の長きやう成ものなり。とかく羽織は道服の略と心得べし。仍りて禮服にはならず。侍など下袴着たる上には。着不着にはかゝはらすと心得べし」と見ゆ。三省錄に東牖子を引きて云。世俗貴賤の差別なく。羽織と稱するものを着す。閱太曆を按ずるに。承久の兵亂の後。公卿大に窮し給ひ、衣服調度不意に任られず。勿論、車馬いよ〳〵不隨意にて。衣冠束帶の御方も步行し給へば。はれの服に塵埃の蒙らんことをいとひ給ひて。衣冠などの上へ明衣などの服を上張步行し給ふ。故に道服と云。その上張のつまの地に引くを。折てはさみ給ふ故。服折と稱す。服は身に服る惣名なり。吳服をくれはといふも。禽の羽翼をはと訓ずるも。みな身に被るものゝ稱なり。羽二重といふも。御召絹の念を入て。恒の絹を二重合せ織しことき絹といふ稱にて服二重なり。獻上に八反掛の名あるが如し。端折羽織の諸說多けれど信用しがたし。誠に古しへ狩衣素袍ばかり召されて。奴袴はかまの類召されざりし事。褻にあること也。故に一向宗拜禮へ。かた衣ばかり懸るも。褻の故實殘りたり。しかるに。等持院尊氏公。服折に袴を着することを初め給ひしが。拜膳のとき。服折を去りしより。終に袴ばかり着する樣に變ぜりとぞ。一向門徒と辻打放下の囃子かたのみかた衣ばかりを着せり。また陣羽織と云ものは道服の意とは異也。これは。具足のおどしを敵にしらせまじき爲に。設しものとかや。また民間に【袖なし服折】を甚兵衞ばおりと云。陣兵ばおりの轉せしとなり」など見ゆ。さて【羽織の流行】を。嬉遊笑覽に。昔より長短さま〳〵にかはりしは羽織なり。古畵をみてもいたく替れるは知べけれども。さもあらぬはしれがたし。大かた寬文已上は長きやうなり。其内にもかふむり羽織などいひて。いと短き一種あり。延寶已下はすこし短くなれり。西鶴が榮花咄には。黑羽二重に三寸紋。紬の大島の長ばおり。貞享頃をいふ。芭蕉文集。四條河原の涼みとて云々。男ははおりを長く着なしてといへるは。元祿中の風なり。錦繡

綴（元祿十年撰）「暖かに京は羽織を長くきて。沾蓬」。此の句其頃江戸には短きをきたりと知らる。許六が風俗文選（寶永元年撰）。去來が誄に。短はおりに長刀足ばやにすべり出て云々。元祿末には短くなりしと見ゆ。本朝文鑑（享保三年撰）。太田巴靜が猫懸箴に。果はのら猫のうき名に立て。扨てこそ。今やうの短羽織に出立云々。衣食住記に。享保頃二尺二三寸元文には段々長くなり二尺五六寸。三尺に餘る。明和の頃短く享保にかへる。安永の末天明に。又丈長く身巾ひろし。元文頃長紐足の爪先へ届く云々。賤小手卷。延享寛延こそ今の通り竝の羽織なりしが。彼の文金風になりてより長くなりやがて對丈ぐらゐなり。忽ち長ばおり止て。短さがはやり出たり。角袖とて。袖も大く。丸みはわづか五分許。丈は居りて。裾の疊とすりはらひ位の短かさなり。遊人俗客專らこれを着たりしが。いつとなく又長羽織になり。其後竝の丈に成たり。紋所もくづし紋にして色々物ずきに付たり。其頃世に鳴たる紀逸が高點の句に「身代のくづし初めは紋所」といふ句あり」と云り。此句は川柳點なるべし。紀逸の點の句は。江戸枝折（五）「人の身のくづし始めは一つ前」といふ句なり。後にこれをやき直して紋所の句にしたりとみゆ。露丸。川柳などが點の句にも。もと六玉川に出たる句どもあり。塵塚ばなし明和二三年の頃。大阪より吉田文吾と云ふ人形遣ひ下り。長羽織きたるを。皆人わらひけるが。其時分より段々長くなり。近年に至り。小袖に少し短かき程なり。又文化七八年に至りて。短くなれり」とあり。【ぶつさき羽織】また前同書に云。今俗ぶつさきばおりといふ物を。おのれさきに陣羽織ゝ類なりと思ひしは非なり。こは馬に乘ために作りたるにて。猶道服なり。鷹筑波（四）「馬のりこそは多く見えけれ（直之が付句に）。袖なしの道服の背をあけすきて」とあり。脊をあくるを今も馬のりをあくといふ。然れば胴服は。袖なしの道服なり。俗に殿中ともいふ（小兒の殿中にや張り肱にやといふは。此はおりを着たるさまなり）。馬のりをあくるを。通鑑綱目集覽曰。馬周上議。請襴袖褾襈。爲二士人上レ馬服一。開レ胯者。名二缺胯衫一。庶人服レ之。即今。四䙆衫。釋文云。䙆。衣裾分也。通雅曰上レ馬衣。分裾曰。四䙆。唐宦者。䙆衫侍從是也」とみゆ。西鶴が二代男（五）。箕くつしの布子に。馬のりのあきし木綿羽織云々」とあり。【一齋羽織】は細川三齋の創製になれると云ふ。窄袖にして背後を裂きたるもの也。近世に在ては元治。慶應の間軍陣操練等の時頗る之を用ふ。【陣羽織】は貞丈雜記に云。陣羽織と云ふ物は。天文などの頃始りし物歟。東山殿の時代の書などには見えず。室町殿日記に云（此室町日記は假名の日記也。天文。永祿年中の日記也。眞字の室町日記とは別なり）。得能便差下申候。其許無爲に御座候哉いかゝ。心もとなく候。仍先日御誂の馬具大綱。鞦。象眼の鐙三掛。竝具足羽織十調下申候。何れも／＼念を入させ申候。御請取可有之候。猶期重便の時候。恐惶謹言。六月十三日。楢林市右衛門義長」右は三好修理大夫義長へあつらへ物を調へ送りたる狀也。具足羽織は。陣羽織の事也。義長は天文。永祿の比の人也。此頃陣羽織は。世に用ひし事と見えたり」とあり。また瓦礫雜考に。陣羽織は。道服のはふりとは。もとの起ことなり。肩衣に傚ひて製れるもの也」（肩衣の條に雜考を引けり開き見るべし）といへり。【火事羽織】は近世出來しものなり。學藝志林に。火事羽織。昔は火事裝束と云ものなし。江戸繁盛人家稠密にして火災多き故。火消の役人等あり。隨て火事裝束をも製するに至れり。然れとも。革の羽織を用るは僅々にして。柿色或は茶色の木綿羽織に。大なる紋を付たるを用る者多し。明曆三年丁酉江戸大火の後一層火事裝束に注意し。革或は哆羅絨。羽緞等を以て。華麗なる服を製するに至りしなりと云。防火夫の如きは。木綿を縱橫織密に縫たるを用ふ」また三省錄に落穗集を引きて云。今時出火の節は歷々は申すに不及小身者とても　羽織頭巾むれかけまで。綺羅を盡し候已前より有之候哉。答て曰。すべて火事裝束とゝれある儀相始り候は。酉のとし大火事（明曆）已後の儀にて。その已前には沙汰も無之事に候。子細は外の儀は不存。淺野因幡守殿五萬石領地の大名にて候。今時諸家にて。足輕の着候樣なる。茶色にふすべたる。革羽織の紋の付たるを着用也。家中の五百石。三百石取り候。騎馬の者。不斷柿染のもめん羽織に。大紋を付て着し候也。いかゞして所持候哉。知行取侍の內に三人。革羽織着致し候を覺え申候。右火事のとき。非伊掃部頭殿を間近く見かけ候。是も因幡守殿同斷の羽織にて。馬廻りは。みな木綿羽おりを着致し。其後は足輕中間體のものまで。茶いろの革羽織を着し候。右上下見分無之候に付。侍分以上のものには。黑革羽織を用候。それより段々結構になり。羅紗羅脊板の羽織に。色々もやうを致し。頭巾などは。背をみる如く。眉庇吹返し。五枚。三枚のしころを付け。胸懸なども樣々に龍成候に付。當時火事裝束一通りを。新規に仕立候へば。着料具足一領緘し立申ほどのもの入これある由也。そのうへ。武家がた足輕若黨ばかりにても無御座。町人出家に至るまで。火事裝束をたしなみ置候と申事は。前々には無之事なり。」理齋曰。近年は夏火事羽織まで。人々のこのみにていろ／＼拵て所持する事也。此事は誠に百年已來の始り事にて。落穗集作りし頃は。その沙汰なきを以て。はかり知る也。此するまた／＼いかゞ成行べき哉と思ふのみ。」嚴有院樣御代。私共若年の節。そ

此繪筆者は詳ならずといへども。畫風を以て時代を考ふるに。寛永。正保の比の古畫にやあらん。其時代の繪に合せみてしかいへれば、おほむねはたがふべからずとおもはる。慶安二年の印本。尤之雙紙。上之卷に。みじかき物の品々をいへる條下に、袖ふくりんかはぼりばおり云々」とあれば。蝙蝠羽織といふことふるし。此繪の羽おりのみじかきは。當時の蝙蝠羽織なるべし。これを寛永。正保の繪と定むれば。今文化十年より。およそ七十年ほど前のむかしぶりなり。袴の文様は。田字草也。これ本草綱目の蘋（うきくさ）なり。今は花かつみといふ

昔[illegible]集所揭
かはぼり羽織

ハオリ

の時分火消役のものを見候に。大かたは革羽織にて。しかもたびく火に出合候故。あたら數はすこしも相見不申候。しかるに只今火消役の面々羅紗にて色を替へもの好を加へ候て。十五。二十程づゝ至極結構にこしらへ置。火事の度ごとに着替て罷出候。これにても其外の儀。相知申候」と見ゆ。然れども。近來は別に火事装束と云へる物なく。消防夫は在來のサシコを着せり(此装束の圖は火事の條に出でたり)。又【蝙蝠羽織】は明暦前流行せし革羽織なり。嬉遊笑覽云。また短きはふりは。尤草子。短き物の内に。かはほりばふり有。そのかみ行はれたる物なり。其後ひきずりばふりとて。長きがはやれり。今に至るまで長短時々かはれり。春臺獨語。寛永の頃冬は革のうちかけ。革の服を美服としたりといへり。彼かはほりばふりも革なるが。古畫にも見えたり(圖參看)。明暦回祿の時。ある諸侯一人のみ。革の羽織を着られたるよしみえたり。いと稀なる美服と知られたり。」徳川氏の初は。羽織は路上にのみ衣るものにて。將軍諸侯などは家居にも着さりしなり。後世漸々家居にのみ用ふる樣になり。後には紋をも付たり。其初は羽織に付くるは屋敷の目印にて紋は付けず。足輕以下に衣する羽織には目印を付けたるも。夫は輕き者のみ用ひたるなり。士以上に在りては。外出の職にある者のみ。野立の服裝と稱して。袴なしに羽織のみを着し。足輕以下上下を着すこと能はさる卑職の者のみ羽織袴を用ひたるなり。羽織を衣る時袴を着くるは。却て下等の服裝なりしなり

ハカ 墓。(リヨウボ。ボチを見よ)

ハカセ 博士は。博達の士といふことなり。はかせと稱することは。和訓栞に。はかせ。博士の音博也。和名抄に見ゆ。大博士は大學博士也。小博士あり。平家物語にも見ゆ。日本紀に儒字をよめるも義同し。四道の儒と稱するは。紀傳。明經。明法。算道をいふ也。同紀に博士をふみよみびとゝよめり」など見えたり。又博士の名義もたぬ人にても。ひろく博識の人を稱せしことあり。徒然草に。この國のはかせどものかけるもいにしへは。あはれなる事おほかり。とあるなど。汎くさしたる名稱のごとし。今日の博士はハクシと讀ませ。古の博士とやゝ異なり。尙博士のことは。學位。竝に學校の條をも見るべし。

ハカタオリ 博多織は。もと支那の法に倣ふを以て。一に唐織と云ふ。工藝志料に云。天文年間筑前の博多の織工。一種の織物を製す。琥珀織に似て。甚重厚なる者なり。柳條あるあり。浮線文あるあり。柳條と浮線文と相雜るありて。其の製一ならず時人これを博多織といふ。又唐織といふ。支那の法に倣ふを以ての故なり。當時博多の織工八十戸ありといふ。其の盛なること以て見るべし。而して後業漸衰ふ。慶長五年。黑田長政筑前の國主と爲る。時に織工擣町某(通稱を彦三郎といふ)といふ者あり。博多織の法を傳ふ。擣町某博多織を製して長政に獻ず。是より後織業復起る。而れども昔日の如くならず。文政年間上野の桐生の織工。一種の博多織を製す甚粗なり。而れども其の織出す所の數筑前よりも多し(男子これを帯と爲す)。天保年間武藏の八王子の織工博多織を製す。桐生の巧を傳ふるなり。既にして其の織出す數桐生よりも多し。桐生の業。是か爲めに減ず。慶應年間桐生の織工。紋織を製す。博多織の異製なり。博多及桐生。八王子竝に業を傳へて。今に至る」と見ゆ。されば博多織の種類。亦た多しと云ふべし。

【博多織起原】染色雜誌(七號)に。博多織の起因と題する一篇あり。曰く此織物は滿田彌三右衛門と云へる人より肇れり。氏は建仁二年壬戌十月十五日を以て筑前國冷泉の津(今の博多の古名)に生れたりしが。幼にして英邁人に勝れ。其長ずるに及んで夙に國産の少なきを憂ひ。常に産を殖し業を興さんと熱心以て之を求め居たりしに。偶々京都なる東福寺の僧(名は辨圓もと平氏の族。始め江州園城寺にて剃髮し。歸朝の後博多承天寺の開山となり。聖一國師と謚なす)唐土に渡らんと。冷泉の津(今の博多)に來り。同所なる圓覺寺に憩ふ。時に有智山義學と云へる者國師を厭惡して竊に害を加へんことを謀る。綱首謝太郎國明(もと宋の臨安府の人。其名を謝國明と呼ぶ。後筑前博多に歸化し改て綱首謝太郎國明と云)之を知り。日夜國師を櫛田神社(博多にあり)内に護衞せり。彌三右衛門また之を聞き。國師に就て其素志を語り。伴ひて唐土に行かんことを請ひければ。國師も其志を感賞し。共にせん事を諾せり。之を久ふして唐土の商船肥前國平戸の津(一説には冷泉の津に來れりとあり)に來朝せるに逢ふ。即ち兩氏は之れに搭載して嘉禎元年四月八日こゝを出帆し。僅に十寅夕にして宋の明州に到る居ること五年。日に辛酸を嘗め胸に血涙を浮つゝ。堪忍以て遂に五科の工業即ち織物。朱燒。箔燒。素麵。麝香丸の實修を果して。仁治二年五月朔日(今より六百五十年前)遂に明州定海縣を拔錨したりき。然るに歸路の航海風波甚だ荒くして。爲めに同發の一船は已に覆沒し。氏が乘込みたる船も亦將に沈まんとすること屢々なりしも。辛じて六月晦日に高麗國晥沒羅岡私山の下に着す。碇舶すること四日。翌七月二十一日恙なく博多冷泉の津に歸れり。是より氏は。入宋中實修せし五科の工業は概ね之を人々に傳へ。特に織物のみは氏が家傳として專ら廣東織。緞子織。綾羽織。雪下織。竹下織等の諸織物を織成せしと

雖ども。當時紋形織なきを憂ひ。氏は之れを國師に謀り就て其指揮を請へり。由て師は佛具の法器たる獨鈷(眞言宗所傳の秘密具にして。罪障邪惡を摧破するの功德ありと)及び華皿(こも亦該宗の秘密具にして。中央火舍の左右に在るもの)を以て其紋樣に傚ひて之を織出すべき事を勸めたり。玆に彌三右衞門は國師の意に從ひ。紋樣織(俗に云ふウケ織にして華皿は則ち花ウケ織。獨鈷はトッコウケ織と云ふ)を織出せしかば。忽ちにして其名四方に擴まり著しき譽を博したりき。常に彌三右衞門の家に就て其業を習ふ者七八人にあまれり。而して漸次氏の教へを受けて業を營むもの七十有餘戶の多きに至れり。其頃より博多の津は織物業の盛大にして諸國に販出すると最も熾なりしとか。斯くて彌三右衞門は五科の工業を悉く人に傳へ。即ち朱燒を博多助右衞門に。箔燒を同新右衞門に。素麵は富田菊咲に。麝香丸は同久右衞門に傳へ。利益を博多の地に及ぼし。遂に弘安五年八月二十五日歿しぬ。而して後氏が子孫は世々織物業を以て名ありしも。滿田助太夫と云ふものに及んで。怠惰放逸遂に身代を破り家を傾るに至れると同時。その織物業も廢滅せり。爾後日を逐ひ月を重ねて博多に於ける織物業も漸々衰頽を來たし。慶長五年(今より二百九十一年前)。黑田長政公入國の際は。昔時の形勢を留めず寂然たりしが。彌三右衞門の遠孫なる彥三郎と云ふ者僅に織業(廣東織。緞子織。綾羽織。雪下織。竹下織)などを織出し居れるのみなりき。この時に當りて竹若伊右衞門と云ふ人ありて。彥三郎に就き其業を習ひ得んことを請ひしかば。彥三郎之を諾して業を傳へしむ。是より竹若伊右衞門は頗る織物業に熟達して後。一種の織物を發明す。其地質琥珀織に似て甚た厚く。其模樣は浮線文あり。柳條あり。時に世人地名を採り名けて博多織と云ふ。(其地質琥珀織に似て甚だ厚くとあるは。蓋し博多織帶地なりと知べし。往時の帶地は琥珀織に類似せし由)。而して該織物を藩主黑田長政公に獻ぜしかば。公大に珍賞して爾後奬勵する所多し。此際伊右衞門は子々孫々該業を家に殘さんと欲するも。身に一子だもなくして之を傳ふる事能はず。故に元和年間筑紫上野之介鷹門の末子鬼松と云へるものを養子とせり。鬼松成長するに及んで能く養父伊右衞門の教を受けて織物技術に通ぜり。是れより前き豐臣太閤九州に下向し給ひし時。博多の津より種々の物產を獻ぜしに。此竹若家よりも軍旗に天下泰平國土安穩日月剛清と織出して獻呈せしかば。秀吉公斜ならず喜び給ひて。八人扶持を與へられしとか。下りて寶曆。明和の頃に至り國主より博多織業に一定の成規を設け。當業者十二戶に限り。其內廢業する者あらば存する家より其稅を代徵することゝなし。殆んど世襲の業となり。新に營業をなすを能はざりき。時に舊藩主毎年三月博多織帶地十筋。博多絹三反幕府に呈し。之を定格獻上と稱し世嗣あらばまた別に同樣の獻上をなせり。且つ老中。若年寄。諸役人等にも贈呈するを定例とせり。玆に文化十二年山崎藤兵衞と云もの國產の擴張を謀らんため。博多織。博多絞を江戶に持ち行き名優と著作者に托して。此兩品のことを雜劇に加へ。以て衆に示しければ。江戶の人始て筑前に博多織あることを知り。販路の端緒を開きしとか。始め山崎藤兵衞が江戶に販出するや。其賣捌に苦しみしものと見えて。同人自ら旅情を慰めんため。「博多織廻り廻りて一筋も。賣れぬにとけぬ胸のむすぼれ」と狂歌を詠じ。一ツの奇策を案出して。此時有名なる俳優市川團十郎。岩井半四郎等に相謀り。博多絞りを浴衣に仕立。其帶には博多織を以てして芝居を演ぜしめしかは(藝題夏祭り)。江戶の人是より博多織を需用することに至りたり」とあり。

ハガタメ　齒固。(カヾミモチを見よ)

バカバヤシ　馬鹿囃子。祭禮の山車等に用ふる囃子なり。時事新報(二十九年十二月二十三日)に曰ふ。武藏國葛西金町村の鎭守香取明神の神主に能勢環と云ふ者ありけり。享保の頃わが村內の若者を集めて和歌囃子と云ふ一種の囃を教へ。同明神の祭禮は云ふも更なり。近鄕鎭守の例祭にも同村の若者共出張して。社內に屋臺を設け拍子面白く囃立て神靈を慰めたるが。是ぞ葛西鄕囃子方の起原にして。其れよりは近鄕近在の若者共金町村に集ひ來りて。能勢の弟子となり。農業の餘暇。和歌囃子を熱心に稽古し。後には彼れも是れも引括めて金町の馬鹿囃子とぞ呼びける。玆に寶曆三年の秋。御鷹飼付けと稱して德川家の鷹匠役郊外に徘徊し。折に觸ては千住の宿に一泊することありしが。宿の旅籠屋共これを機として御鷹匠御泊の節。給仕女に差支へ不都合なりとの趣意にて。右抱入れの儀を出願したるに。時の道中奉行安藤彈正少弼の盡力に依り。給仕女定員百五十人迄許可されたり。扨給仕女は名目のみにて其實賣女なれば。翌四年の春に至り旅籠屋は七分通り妓樓となり。千住宿の賑へるより。其頃葛飾の代官伊奈半左衞門葛西の若者共の之に沈迷せんことを憂ひ。馬鹿囃子の流行を利用し。同四年の春に一郡の村長を小菅の代官所に呼出し(因に記す。葛飾郡の代官所は江戶馬喰町にて。今郡代屋敷と云ふと云ふ者あれとも。小菅の役所(現今集治監所在の地)に。籾倉を新築するに至て。馬喰町郡代屋敷に引移したるなれば。天明年間迄は小菅に役所を置かれしなりとぞ)。馬鹿囃子の流行を喜ぶ由演說し。囃子の連中に加入せぬ若者には早々仲

間に入る樣其方共より申諭す可し。又稽古道具の不足其他の費用は半左衛門承はり遣す可し。追ては半左衛門も加入致す心得なれは。先づ孰れの村方が出精する歟怠ける歟。毎夜半左衛門宅に稽古所を見廻り申す可しとありしに。村長は百方勸誘したれは。其年の夏には三更頃に至るまで東西南北の村々に囃子の聲を聞き。愈々馬鹿囃子の名目其音と共に高くなりけり。西葛西數十箇村の若者等は御代官の命令。村役人の勸誘辭み難く。三箇村或は五箇村合併して便宜の場所に稽古所を設け。農業の餘暇には此處に集ひて勉强し。何時御代官の見廻りあるも知れずと毎夜三更の頃迄は出精したりけり。半左衛門は折に觸ては茶菓杯贈て慰めたるより。五箇年の後には大太鼓。締め太鼓。チヤンギリ。笛の全科卒業の者を各村々より出したれは。此上は彼等に滿足を與へんと。或は町奉行に紹介し。或は町名主に依賴して。同十二年山王及神田明神の大祭に此者共を出すことは爲しぬ。扨囃子連中は將軍家御上覽の御祭禮に出でらるゝことて。冥加に餘る仕合なりと勇立ち。始めて大江戸に繰出したるは。同年九月十三日即ち東都第一の祭禮神田明神の宵齋の前日にてぞありける。扨又永田町山王權現。神田明神の二祭禮は寛永十一年に始めて執行し。天和三年迄年々擧行しけるが。台命に依て此年より隔年の祭典となり。神田明神は子。寅。辰。午。申。戌と定められ、此年より吹上に於て御上覽あるよし仰出されたれは。氏子の喜び一方ならず。又是迄は花車もドン〳〵カッカと大太鼓にて拍子を取り練行きたるのみなれは。何となく陰氣にてありしが。此祭禮より葛西の卒業生出來りて陽氣に囃立て。一層花を添へたるは。氏子六十ヶ町花車の番數三十六番の中。三番旅籠町一丁目の翁。四番同町二丁目の龍神。八番須田町の關羽。九番連雀町の熊坂。十番三河町一丁目僧正坊。牛若。十六番佐久間町三四丁目素盞嗚尊。二十番永富町四丁目龍神。二十四番新銀町の鶴ヶ岡放生會。二十七番鍛冶町の二條小鍛冶に狐。三十一番三河町三四丁目武内宿禰。三十五番三河町一二丁目の惠比壽等にてなか〳〵熾なる勢なりき。」囃子方はこの頃。囃子八枚と稱し太鼓一人。締太鼓二人。鉦一人。笛一人の定めにて之に手替り三人を加へ。以上八人を一組と定め置たるに。右の順路を未明より日沒まで少しも休みなく囃立てしことて孰れも辟易し。迚も手替り三人にては遣りきれぬとて實地の試驗に由り。その後は太鼓鉦の手替り一人宛。笛の手替り二人と改め以上十二人を一組と定めたりといふ。」右の如く葛西の囃子連中は此年初めて江戸各町内に賴み御上覽祭に出づるに。手ぶらにても行かれまじと。朱塗の化粧樽に淸酒を一杯盛りて携へ行きたるが。後には之を古例と稱へて明神山王共に彼の化粧樽を贈りたり。又町内にては此樽を花車の端に結付け置くを例とし。其返禮には各町内申合せて金二分に揃の手拭を添へて贈りたり。是より文化の頃迄は氏子町内共に格別の異同もなかりしが。下て文政の初年より一層派手を競ひ返禮等も區々となるに隨ひ。葛西の收入も尠なからざりしと云ふ。斯くて葛西の囃子連は圖らず御上覽祭に雇はれたるを喜び。又父兄達は是れと云ふも皆御代官樣の御蔭なり。伊奈樣の厚き思召なりと喜び。來年山王樣の御祭には是非共おらが悴を。わしが弟をと競爭し稽古に身を染々と暑さ寒さも知らぬ程なりし。去程に翌十三年六月山王權現の祭禮には一組十二人にて四番山王町。南大阪町。丸屋町の三ヶ町最合花車(錣に水車)。七番本町一丁目。岩附町。本革屋町。金吹町最合花車(辨財天)。一番駿河町。品川町。北鞘町の春日龍神。九番瀨戸物町。伊勢町。本小田原町の靜御前。十番室町三丁目。本船町。安針町。本町三丁目の加茂の能人形。十一番本石町四丁目の筒井淨明。一來法師。十七番小網町の猩船。二十一番新大阪町。田所町。通油町の龍神。二十二番富澤町。長谷川町の熊坂。二十三番銀座四丁目の分銅に小槌。二十四番通四丁目。呉服町。元大工町の神功皇后。二十八番大鋸町。本材木町五六七丁目の大鋸。二十九番靈岸島長崎町。同四日市町。同鹽町。箱崎町。北新堀。南新堀の乙姫。四十三番南大工町の幣に槌。四十四番常磐町僧正坊。牛若等の花車に乘込む約束整。同月十三日喜勇ゝ押出したる人數は總勢百八十人。去年神田の祭禮より百人を增したる勘定なり。葛西の囃子連は寶曆三年より十年迄は御代官よりの告を受けぬ樣一心に學び。十三年以後は御用祭に雇はれたき一念より勉强して。千住の遊廓杯に足踏みせる若者一人も無かりしは全く伊奈半左衛門の計略圖に中りたるを。今尚古老の者は美談として語りぬ。然に明和年間より東葛西にても西の囃子仲間に加りて稽古所を設け。追々全科卒業の者を出せしかば。享和の末には江戸市内一時に祭禮あるも差支なき迄に巧者の者出來たるが。恰も好し文化の初より文政年間は大御所樣時代にて。何事も派手な世の中となり舊例のまゝにてドン〳〵カッカで練出すは大傳馬町の鷄、南傳馬町の猿。神田多町の鍾馗。同雉子町の雉子等にて。其餘はみな葛西の囃子を雇ふて練出す樣になり。是れより東西競爭して持場を爭ひ。各町内の世話人は何時も大に迷惑したりと云ふ。左れば仲間中にて技藝を評するにも誰は安針町の花車に乘つた。誰は須田町の關羽。鍛冶町の小鍛冶の花車に乘つたと。有名の鉾花車に乘つた人々を名譽とする慣習を生じぬ。」嘉永の初年まで囃子は東西葛西共に鍔江流にて。五囃子にておりた

八九八

り。五囃子とは「お囃子。正傳。鎌倉。神田丸。四丁目」と稱する五拍子を綴打ちに爲すを云ふ。然るに同四年出雲松江の城主松平出羽守。常陸土浦の土屋相模守。美作勝山の三浦志摩守以上三家の殿様囃子好きにて 例年上屋敷稻荷祭のなり葛西の名人を召して慰み給ひしが。後には此處の調子は十分高くせよ。其處の拍子を低くせよと差圖し給ひ。一方にて太鼓の撥数を減すれば一方にて鉦の音の緩急を改むる抔。種々の好みに應じて拍子を變更し。遂に松江流。土屋流。三浦流の三流を生ずるに至りたれども。其原は皆鍔江流より出でたるものゝよし。左れば今日は昔日に復して何處の祭禮にも鍔江流五拍子にて勤むるとなり。又その頃猿若町三芝居の人々葛西に通ひ藝道を學びたる後拍子を變更して。御祭。住吉などゝ名付け舞臺に使用するに至たるが。之を總稱して裏囃子と呼び。本家の葛西とは無論拍子の變はりたるものなりと云へり。又馬鹿囃子の稽古所は昔も今も變りなく。世話人の家又は村内にて飴菓子抔鬻ぐ家を借受け。器械は此處に預け置きて夜分のみ打集ひ稽古するなり。稽古場の規則は大略左の如し。

定

一稽古場にて酒飲むべからず 三日(朔日。十五日。二十八日)は稽古仕舞ひ候て後格別の事

一喧嘩口論堅く禁制たるべし

一稽古場にて安座かき申す間敷事

一世話役の外稽古中其處は斯う打つなどゝ多言致す間敷事

一仲間の中は折合能く可致候事

右の五箇條にて取締行屆き府内各所の祭禮に臨み。貰ひ受けたる祝儀の三分を醵金して。道具の修繕又は新規買入れの費用に充て。遂く今日迄維持したりといふ。小松川幾程もなく東葛西郷にては小松川村鎮守の神官秋元式爾の奬勵に依りて。小松川の角兵衛。反齒の傳次郎の笛は江戸市内に持囃され。小村井の淺吉。初太郎の踊の手は無類との評判隱れもなく。其他數多の優物を出しければ。嘉永の初めには遂に西葛西を壓倒して。山王神田の兩祭共八分通りは東葛西より囃子連を出し。紺の腹掛股引と勇みの扮装に人目を惹きたるより。當時旗本の次男三男黨を結び深川囃子と云ふを組織し。又本所に住める御家人等は本所囃子と稱する一派を爲し。椿井流に新手を加へ御家人囃子と名乗り出で。遂に木場の東西葛西。深川八幡。龜戸天神。牛の御前の請負場を御家人組に奪ひ取られたりと。寛永三年には浦賀に黒船見えて海内響を傳へ。和戰の論此處彼處に沸騰し。何れも世の成行きを氣遣ひ居たる矢先。同四年の春には「山王。神田の兩祭附祭當分御曲輪内へ入に及ばず候」との町觸れ出たると共に演習も一時中止し。安政四年の六月二十九日と申すに。月番寺社奉行より山王神田兩神宮へ。山王神田兩祭に就て。布達の寫書を送達されたり。其文に。「山王神田祭禮の儀に付き是迄度々評議致し被申聞候趣も有之候處。右祭禮の儀是迄の振合にては市中の景氣引立ち申さず。衰微に及び候趣。町奉行より再應申立て今般外國貿易御取開き。外國人居留の者も有之候に付ては。市中諸色潤澤致さずては難相成儀に付き。景氣引立諸色潤澤の爲め。兩例祭附け祭等御曲輪内へ引入れ候儀前々の通りと可相心得候。右町奉行より可相達候得共爲心得不取敢申達致し候。」斯くて兩社の神官は突然寺社奉行よりの内達ありて。翌年九月神田の大祭盛んに行はれ。葛西の囃子連も舊に復し最と賑はしかりしが。同三年は將軍家の上洛。四年には長州征伐と次第に世の中騷がしうなりて。御用祭も自然廢絶し。從て東西葛西の囃子連も自から衰微せり。左れば維新後明治十七年九月。神田の大祭には東西葛西にて腕に覺えのある者僅に百人に滿たざりしと云ふ。」十七年の神田祭は。何時もになく大に葛西の人氣を引立てたれども。其元祖たる西葛西には銘人と呼ばれし者皆物故して。當時は吾嬬村に熊太郎なる者一人ありしのみ。然に東の方は小松川村に角次郎。一の江村に巳之助。鹿骨村に七五郎。一色村に音次郎の四人を存し。彼等互に協力して故伊奈氏の遺志を繼き。昔日の規則を守りて奬勵し各村組合の者は勿論。組合外の者も同様。總て喧嘩口論等にて警察署の取調など受くる様のことを仕出したる者は。除名の上絶交する規約なれば。各ゝ身を愼しみ。惡しき噂だになきは。昔日の餘風にして愛たしと。」明治十九年のことなりとか。西葛西にて組合の世話人と呼ばれたる篭塚の金太。堀切の半次なる者。千住の神樂師(馬鹿踊の一派)の一座に加入し。昔より馬鹿囃子の連中が花車の上にて興を添へる。狐及外道の手踊は神樂師が特有の技藝にて。一應の交渉もなく遠慮なしに踊るは不都合なりと。西葛西の師匠に迫り。種々の口實を設けて詰りたる末。遂に三十圓にて狐と外道の踊を神樂師より馬鹿囃子連へ賣渡すことに示談整ひ。葛西連中は各ゝ三十錢。五十錢と應分に出金して。三十圓に纏め。後の證據に狐と外道の假面受取りたり。然るに以上の談判は其實神樂師より申出たるに非ずして。金太。半次等の惡計に出たるものなること後に發覺して。事六ヶ敷なり。西葛西にては是れに關係なき若者共まで面目を失ひたりと云ふ。それに引替へ東葛西の師匠達は前

に述べたる如く。囃子を農間の營業と定め。村方の利益を計り。子々孫々に其業を傳んとは。奇特の人々なりとて追々加入する者ありとぞ。今東葛西にて最も熱心なるは小松川。松江。一の江。舟堀。水穗。篠崎。鹿本。平江等の各村にして熟練の者多く。又た其他の村々にて上達の者を計ふれば。其の數四百二十餘人。何時山王。神田の祭禮に招かれても差支なきよし。又現今雇料は賄付にて一日五圓。辨當持參なれば八圓にて。其配當法は笛五十錢。太鼓。鉦三十錢宛の定めにて。殘金は積金と爲し器具の新調修繕等の費用に充つる規定なりと。又太鼓鉦は普通の者なれば四箇月にて卒業すれども。笛は三年苦しまれば五十錢の日當覺束なしとぞ。故に鉦。太鼓の打手は多く。笛吹くものは自然に少し。又た鉦。太鼓の修行は四箇月と雖も。素より農間の修行なれば。四箇月は八箇月乃至十箇月に涉り。三年は五六年に相當するとは左もあるべし。」舊幕府時代御用祭の威を借りて御三家の水戶家に對し粗暴の振舞を爲し。天下の役人松平家に逆ひて同家を罪に陷るなど。素町人の勢力尋常ならず。左れば日雇の葛西百姓も行列の中にあればこそ。大名を相手に騷を惹起したることとなり。嘉永申年山王の大祭に。四十三番南大工町の花車に在りたる葛西篠原村囃子方一人番附坂の上にて。花車を下り水を飲み小用を足し一散走に花車の進行先へ駈付けたる際。誤つて毛利家の警固が携へたる六尺棒を一間先へ蹴飛したり。此時毛利家の足輕共大に怒り。夫れ逃すなと篠原村の者を捕へ散々に打擲するを。遙に見認めたる行列中の獅子は走り來て足輕に喧嘩を買ひ。篠原村の者を救ひ出し。御獅子に對し不禮を爲したりと申張り。毛利家にては否御獅子には嘗つて手向ひせし覺えなしとて。ますます騷動に及びしが。遂に毛利家の足輕九人町奉行所に拘引され。取調中入牢申付けられ。假令御獅子に對し不作法之れ無にもせよ。篠原村の百姓に傷けたる段不屆至極なりとの裁判にて。翌年正月二十五日町奉行所に於て左の如く申渡されたりとぞ

松平大膳大夫家來

江戶拂　足輕　善七

手鎖　同　文左衞門

同　寅之介

外六人

其方共儀。去年七月十五日山王祭禮に付き。主人よりの申付にて警固に罷出て候上は。がさつ法外の儀無之樣兼て嚴敷申渡も承りながら。練物花車通行。格別混雜の場所へ棒を突出し置き。囃子の者篠原村百姓斧吉の往來を妨げ。剩へ打擲致し。其上獅子頭付きの人足善七。龜吉の二人に突當り。言葉荒々敷相咎め候始末不屆に付き江戶拂。手鎖申付之。

此落着に葛西の者は一驚を喫し。其後祭禮に臨むときは村の鎭守に無事を祈りて出府したりといふ。

ハカマ　袴は。古來禮服の一種にて今なほ之れを着す。德川幕府の末ごろまで平袴と稱へ。襠低きものを着せしが。國事多端なるに從ひ。士風武威を張り。服裝一變して。文久以來。襠高袴大いに流行して。平袴は商人の着用する所となれり。維新後は士庶ともに專ら襠高袴をちやくして。平袴は終ひに用ふる者なし。古事記(神代)に。次於㆓投棄御褌㆒。所成神名。道俣神とあり。記傳に。御褌。和名抄に。褌。八賀滿とある是なり。書紀雄畧卷歌に。多倍能婆伽摩嗚。那々陛嗚絁とあり。さて字鏡に。褌裩𧝂。曰大袴。志太乃波加萬。和名抄に。褌。須萬之毛能。一云。知比佐岐毛乃などあり。如此分て呼は後のことにて。本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし(字には拘るべからず。此に褌字を書たれども。必しも特鼻褌などの事とも定むべからず。かの雄畧卷歌に。那々陛嗚絁とよめるを以て。表の裝束なるをも。波加麻と云ることを知べし)といひ。和訓栞に。はかま。神代紀に褌をよめり。是は今いふ膚ばかま也。常に袴をよめり。和名抄に見ゆ。開裳の義なるべし。其形口を開くが如し。信濃木曾路に仁義袋また愍懃袋と云へり」とあり。さて袴は　ハク裳の義なるべし。其製種々ありて。其裁縫染色等各々異なり。【表袴】はウヘノハカマと訓む。此義倭名抄に見ゆ。裝束要領抄頭書に。表袴。衣服令。謂㆓白袴㆒。凡表袴の號出㆓于本朝文粹㆒。未㆑見㆑先㆑是者㆒猶可㆑考㆑之。本文に。夏冬の差別なく。裏を付るなり。四位以下は表白張の平絹裏紅の平絹(或は板引にしてひかりを出し。或は張ても用ゝ之)。但强四位五位藏人。及聽㆓禁色㆒殿上人は。公卿と同じく文あり。【下袴】貞丈雜記云。裝束要領抄云。下袴本儀綾也。十五歲以前の人。濃色(こき紅の事也。今ふかれぞめなり)。十六歲後紅。長年の後白色也。文定る事なし。略儀にて近代平絹(羽二重のこと也)。下括の時指貫の下に用ゝ之云々。又衣服辨覽云。下括の時は下袴を着ず云々。下袴の形束帶に表袴の下に着る赤大口の如し。但まちへ入らずしてまち入る程穴あり。兩股の間よりすそ迄。竪にふかく三たび重なりてあり括なし。腰紐は右の脇にて結ぶ。左は紐つゞきてあり。下袴より腰繼は短也。此着別にて知るべし。御元服記に。下袴と腰繼に二品を指貫の下に着用し給ふ趣見えしは。少々不審

也。もし傳聞のあやまりにて。如此二品竝へて記せしや。猶追て可考。」【退紅の事】官位之部に記しおく也。【腰繼】(或腰次とも書)義教公御元服記。白襖御狩衣。紅御下袴。萠黃御袙。御大帷御腰繼。たて白御指貫と見え。物具裝束抄云。腰繼内々上括之時用レ之云々。衣服辨覽云。下括(指貫のすそを。膝の下にてくゝるを。げぐゝりと云なり)之時は下袴を着ず。上括(指貫のすそを。足くびにてくゝるを。じやうぐゝりと云)之時は。腰次を用ふ。腰次といふは。生の平絹(ねらぬ羽二重なり)。或は布也。短き白大口の如き袴也云々。腰次とは下袴より短きゆゑに。袴の名をいわで腰次と云へるにや。裝束要領抄云。下袴本儀綾なり。下括の時指貫の下に用之。又腰次とは。布の袴也。上括の時用之。是も單衣等をかさぬる時の事也云々。是下袴と腰繼は二品なり。一品に覺えたるは誤也。【葛袴】と云も。くず布にて縫たる指貫也。すそのくゝりの所は。絹のきれを縫つぎてくゝり。緒を通す也。葛布にてはこわくて。くゝられぬ故也。大的の射手水干くず袴を着する事。大的の書に見えたり(すそにつぐ絹のたけは七八寸ばかりなり)。【襖の袴】と古書にあるは。狩襖の袴を云也。すなはち指貫の袴也。狩襖着る時には。必指貫着る故。指貫を襖の袴と云也。古今著聞集卷六(管絃之部)。花田のひとえかり衣にあをはかまきて引入烏帽子したる男。おくれじとはせきたるあり云々。是は上はかりきぬをきて襖袴きたるを云也(狩袴襖袴同物也。裝束拾要抄に見たり)。【四幅袴】の事貞衡云。四幅袴は。前二幅後二幅なる故。四幅袴と云。長膝頭まで也。すそを少せばくする也。革にて二所つゝ菊とぢあり。革はしやうぶ革又黑革也。袴の色は不定。濃い柿抔よし。紋を付てもよし。後腰はなし(腰板の事也)。前廣ければひだを一つゝ取り。紐を付る也云々。中間小者ばかり着るにあらず。侍もきる事は。蜷川記に云。御はしりなとに。四幅袴などを着候時。色の事かちんあさぎ何れも各着候也。書札雜々聞書に云。しろき道とて四幅袴に。もゝだちとる事有べからず。中間。小者の事は時によるべし云々。右侍の着たる時の事を云。又軍陣の時も。鎧の下に着る事有。太平記。武藏守義宗。左兵衛佐義與等の人々。足利殿と。武藏野に戰し時。將軍の先陣。平一揆小手の袋四幅袴笠じるし迄。一色に皆赤かりし由見たり。貞衡云。四幅袴着るには。先後腰を當て。前に結て。次に前腰をあてゝ。紐を後へ廻し。又前へ廻て。前にて結へし。前腰の紐を。後腰の外へかけて廻す也。常の袴の着樣とは替る也云々。四幅袴。今は世に用ざる物なる故。知りたる人少し。諸書當用抄に。假粧袴とは四幅袴の事也。【小口の御袴】の事。西宮記云。小口の袴冬時主上着レ之。深紅入レ綿 或打之)。大槐秘抄云。御まりあそばす時は。小口の御袴と申物をめしてあそばすに候。小口の御袴は。小葵の綾の紅の御袴括りをさゝれたるに候。侍中群要云。小口御袴如二指貫一者。紅染綾也。或は入レ綿。桃花蘂葉云。小口御袴紅梅頗濃色指レ括。如二指貫一冬は練夏は生(貞丈案。紅梅濃色は紅を云也。昔紅梅と云は紅梅の花の色。以上貞丈雜記)。【小袴】は安齋隨筆に榮花物語。ゆふしての卷に。殿(顯元公)小袴きてあしだはかせ給し。杖をつきて。みちのまゝにありかせ玉ふ云々。按。小袴は。指貫のはかまなり。これは白衣にて。はかまばかり着給へるをいふなるべし。」こは朝家の小袴をいへり。武家の小袴は貞丈雜記に小袴と云物古はあり古は常には素襖に小袴を着し。式正の時は。上下とて。素襖長袴。又小素襖を着する也。條々聞書に云。小袴の事もと／＼は。太きか細きかにてこそ候へ。すじならでは付候はず候つる(筋とは横に筋を染る也)。長さは足のつぶゞし邊迄(つぶゞしとはくるぶし也)とゞき候。括を入て犬抔の時。犬追物の事)に。くゝりをしめて其上に。むかばきをはき候也。當時は(足利時代)長袴の代に被用候程に。少長く候て可然候。御かよひの時足の見え候は。尾籠に候。又云。すあふはかまかたぎぬ小ばかまなどの紋の事。たゞ日にたゝぬが然るべし云々。小袴に紋付る事も有也」とあり。【半袴】は長袴に對したる名稱なり。貞丈雜記に半袴も古よりあり。走衆故實(惠林院殿御代を記たる)に云。走衆二十人かたぎぬはんばかまに小太刀をはかれ候云々。又小すあふといふこと。舊記にいくらもあり。すあふに半ばかまを着るを。小素襖と云也」とあり。四季草にも此事見ゆ。【長袴】は半袴に對したる名稱なり。四季草に。近世長袴といふは。肩衣に具して同樣に染たるをいふなり。古代は肩衣ははなれものなり。古代ば肩衣に長袴きるとも。兩品一對にはなかりしなり。今は肩衣長袴一對にする事になれり。近世肩衣長袴の事を長上下といふ人あり。長き下はあれども長き上はなし。上なければ長上下とはいふまじき事なり。おかしき詞ならずや」と見ゆ。貞丈雜記に。すあふ袴と云は。すあふの下にはく長袴の事也。すあふと同し色同紋にする也」とあり。

【女の袴】は四季草に。女の袴きる事。古は貴賤によらず着せしなり。袴は禮服なれば。女とても着ざる事はあるまじき事なれど。今は武家にては着ぬならはしになれり。これも上よりのおきてなるか。宇治拾遺卷九に。越前國敦賀に。貧しくて獨住ける女の。觀音のたすけに依て。富る身となりし物語を記したる條に。なにがなとらせんとおもへども。とらすべきものなし。自づからいる事もやあるとて。くれなゐのすゞしの袴ぞ一つあるを。これをとらせてんとおもひて。われは男のぬぎたるす

ずしのはかまをきて。此女をよびよせて。年頃はつる人あらんとだにしらざりつるに。思ひもかけぬをりしもきあひて。はぢがましかりぬべかりつる事を。かくしつることの。此世ならずうれしきも。何につけてかしらせんと思へば。志ばかりに。これをとくとらすれば云々。是は田舎の貧き女が。むかし母のめしつかひける下女のむすめの恩をうけたりしによりて。其よろこびに紅の袴をぬぎて。其むすめにあたへたる由をいへるなり。これにて紅の袴いやしき女まではきたる事を知るべし」とあれど。華山院のとき無位の女袴を着するを禁ぜられて。以來貴婦人の外は。袴を着せぬ風俗となりぬ。貞丈雜記に。女のはかま着は。平人にはなし。大名などの御息女にはあり。紅のはかまを始てめさするなり。紅の袴は。紅の長袴也。內裏上﨟などのめす袴也 地は精好なり。是も小兒を吉方に向はせ申てめさする也。袴は廣ふたにそへて出也。是も小兒七のとし也。今も公家には女子の袴着有へし」と見ゆ。去れば平日貴族の婦女と雖も袴を着することまれなりしに。明治後女學校開けて女教師。女生徒と共に袴を着するをとなれり。マチ無しにて色は大概紫色を用ゆ。紅袴は今なほ貴婦人の禮服にて御所に之れを用ふ。明治三十三年の初。女服改良の說行はれ。文部省の勸誘によりて。各小學校の女生徒は必ず袴を用ふる事となり。色は大概蝦色なり。但し女教師のみ年たける故。黑又は紺など用ふ。

德川氏草創の頃は。世間の風いまだ素朴なることにて。駿河土產に神君の御小姓。茶字の袴を着用して。御膳の御給仕せり。上覽ありて。それは何と申ものぞと御尋あり。茶字と申よし御答申上ければ。大に御いかり遊され。我等未だ名さへしらぬ結構なる品を着用致す。よふ〳〵天下は治らんとするに。おのれ左樣なる奢をなして。また天下を亂さんとするやとて。以の外御機嫌を損じけると也」とあり。其の後袴流行の事を嬉遊笑覽に云ふ。袴も武家と町家と違ひ。襠を下げたるをば。町人仕立と卑しめしに天明の頃は。町人のやうに仕立。急に馬に乘ると成がたし」とあり。これ俗にいふ平袴なり。一話一言に。江戶風俗の事。諸役人は萬石以上以下小身之旗本)。安永。天明の初のころは。島琥珀のうら附上下。夏は仙臺ひら。安中ひら。こはくひらなど。その價至て貴きものを袴とし。小身迄なべて着せし也。麻上下も麻にてはせず。龍門。琥珀。麻。太麻など。繭をもて織れるものにて製す。」天明の末。節儉の令一たび出て。忽服飾を變じ。小倉木綿。京さんとめ。わけんたんなどをもて袴に製し。津もじに裹つけて肩衣とせり。或は葛布に小もんがた打て。袴となせるもあり。または肩衣は。麻上下の上を着るもあり」また嬉遊笑覽に。つぎ上下などは。享保迄は其の暑服にて。暖氣の時なと着用し冬は決して用ひざりし。元文の末御役人平日は染上下に不及。つぎ上下小紋縞類取交用候樣とありてより。押並てつぎ上下着用になりし。天明の今は歷々も極寒に用ゐるとあり。賤緒手卷に。寶曆の末までは。麻上下はよせひだとて。兩膝の中通りへ。いかにも細くよせて仕立たるがはやりたり（常のはかまも今の如く。二ひだ開きなどいふことはなくて。馬のりばかまの如く。手を入て。左右へ廣げてすわりたり）。八水隨筆に（何人の撰なるを知らず。或人云。享保。元文の比。大御番を勤めし人の記なりと云。さもあるへし一小册也）。はかまの仕立に。彌左衞門だちといふあり。是御仕立同心池水彌左衞門也。憲廟御在世に召出されたり。其孫今藤七と云ゝ竹村八郎兵衞殿御納戶吟味役の節咄されたりとあり。近來は。神田參河町廣島屋が。仕立よくて、勤仕する人など彼したてならでは。着するをなし。麻上下同樣にて。二のひだ開をよしとす。馬のり袴は。十番仕立とて。腰の下へ紙を入て仕立るも同頃よりなり。十番に一軒ならでは無りしに。近ごろは。何かたにてもその通りに仕立るなり。又古畫をみるに。肩衣ばかり着て。帶をしめ。袴を着ざる體あり。賤者の着たるかた多し」とあり。」文久二年。幕府にて諸政を改革し。すべて簡易の制を立。八月二十四日諸家扈從着服規則に。平服の儀。以來羽織小袴。襠高き袴着用可致旨被仰付候に付ては。平生召連候供侍着服の儀。羽織。股引。半天の內。中間小者は法皮股引等用ひ不苦候事。婚禮。葬式等の節服紗染帷子上下相用候事。但上下地合。色合。勝手次第の事。銘々家來御老若方。御宅御役所へ差出候節共。以來上下不及相用。羽織。袴着用可致事。但夏足袋相用ゐ候ても不苦候。右之趣周防守殿へ相伺ひ相濟申候。依之爲御心得申達候以上。神保伯耆守。大井十太郎」とあり。當時諸役人はすべて羽織。襠高袴を着する事となれり。

【股立】といふ事を嬉遊笑覽に。股立とは袴の左右の明たるところなり。今昔物語。醫師治女瘡條に。女袴の股立を引開て見すれば。股の雪のやうに白きに。少し面腫たり云々。平家物語に。小松殿指ぬきの中に。くちなは這入たるを。股立より手をさし入て。右にて蛇の首を押へ。左にては尾を持給ひて。上日のものを召たるとあり。貞順古實聞書條々に。社參の十德には。常の巡方のとく（今按るに。巡方は素襖の略書歟 紋を付申候。又地紋にも付る人候歟。袴もうしろ腰と又兩のもゝたちに付候。是も地紋にも仕候云々。又同記に。馬上の時返しもゝたちを取候事。京中過候へは取候。又今昔物語二十九。年三十ばかりなる男。一人椎鈍色の水干に。裾濃の袴きた

ハカマ

ろが。袴の裔取て高く夾みて前に大なる刀現にさして云々(そばとるとは股立を取なり)と見ゆ。八十翁物語(寛永より享保間の記)に。昔は往來する侍衆。上下着。或は袴計にて。大かた股立取ありく。馬上の人も。股立にて乘。かきの三尺手拭にてはち卷して。往來する有し。今はなし。下々侍も。中間も。壹人ありきにも。股立取尻はしをり歩行しに。今はなし」とあり。德川氏の頃。武士の外出には必袴の股立を取りし事なるが。享保の頃より漸々柔弱の風となりて儀式の時の外。私の歩行には其事なきに至りし事と見ゆ。然れども。幕府の末まで。裝束。大紋。上下等の行列には。必ずから脛を露はして歩行し。野立の行列のみ手甲脚半を付けて股立取らぬ定なりき。【大口】【奴袴】等は其條に委し。

【袴着の祝】は古より行ふわざなり。四季草云。袴着の祝。古より有事にて。古書に見えたり。古は女子もはかま着あり。女も常にはかま着たるゆゑなり。古書にあり。又魚味の祝といふ事あり。袴着に屬たる事なり。東鑑(三十四癸仁治二年十一月二十一日の條)に云。今日將軍家若君御前御着袴魚味也(下略)。この若君とは賴經公の事なり。延德元年十一月誕生。仁治二年には三歲なり。着袴は袴着にて袴はかり着そむるなり。魚味は小兒に魚肉を食せ始るなり。小兒は脾胃を健にするを以て養生とす。魚味は厚味なる物ゆゑ。脾胃の泥まん事を恐る。又小兒は火氣盛なる物なり。魚肉は膏脂ありて熱物なるゆゑ。火氣を添ん事を恐れて。食はしめず。三歲以上に至て魚味を食せ始む。是を魚味の祝といふ也。また近來世上にて行ふ所は。男子五歲の五月五日に。袴着の祝をなす。親類竝に其家の重だちたるもの着せる。小兒は碁盤の上にて。これを着るといふ。袴を着るに。そこら歩行みながら着る癖あり。それを防く仕方なりといふ。昔人はかゝることにも心を用ひて教へ示せしことなり。

ハカマヰリ　墓參。(リヨウボを見よ)

ハカリ　秤。(ドリヤウカウを見よ)

ハキモノ　履物。(ゲタ。クツを見よ)

ハギヤキ　萩燒は。長州萩の松本に製出せる陶器なり。故に此名あり。萩燒に二種あり。竝に長門國の阿武郡。萩の松本に於て製する所の者也。其萩燒は永正年間に始まる。陶質緻密にして。釉色白赤を帶び。軟滑なり。點茶家の用ひる所の茶碗稀に世に傳ふ。慶長三年朝鮮人李敬といふ者。此の地に歸化し。名を高麗左衛門と更め。陶器を製す。其品高麗の韋登(朝鮮の地名)と稱するものに倣ふ。其質緻密ならず。釉色は淡薄なる白黄なり。當時點茶盛に行はれ。世人これを貴重す。茶碗多く香盒。花瓶。壺。盆。之に次ぐ。其茶碗に割高臺と唱ふるものあり。臺輪に一處又は二三處鈌する處あるを以ていふ。又鈌處の無き者あり。世人通して之を古萩と稱す(是より後此の松本の地に於て。更に一種の陶器を製す。是を松本燒といふ。前に併せて萩燒と稱する者二種ありとはいふ也)。寛文年間大和國の人。三輪休雪といふもの。此の地に來る。陶器を製するを以て。國主毛利某に仕ふ。其の製する所の者土質緻密にして。釉色淡白に青を帶たるものあり。釉水の止まる處に。必凝滯あるを常となす。休雪の造る所の者を以て。更に松本燒と稱し。以て舊製の者に別つ。既にして此の巧を傳ふるの工人も。亦舊製に復す。而して其巧舊製の者に勝る。爾來萩と呼び。松本と呼びしも總て松本燒と稱す。今に至て業を傳ふ(工藝志料)とあり。以て其沿革を知るべし。

ハク　箔は。金銀銅等を打延して器物に貼付する裝飾物の一種なり。之れを製造する者を箔屋と稱へて今なほあり。德川幕府時代には。其制度ありて。民間に於て。自由に製造する事を許さず。安永四未年五月中の觸書に。銀箔之儀銀座より株札竝箔下銀相渡。於京都職人とも打立。世上へ賣出候處。他國にて紛敷下銀を以。銀箔打立候者有之由。相聞候。右は京都箔方職人之外。於他所銀箔打立候儀は難成事に付。一切致間敷候。右之趣堅相守。若違背之族有之者。急度申付候也。」また文化二丑年五月中の觸書に。銀箔之儀銀座より。株札竝箔下り。相渡於京都職人とも打立。世上賣候處。他國にて紛敷下銀を以。銀箔打立候者有之由。相聞候。右者京都箔方職人之外於他所。銀箔打立候儀者難成事に付。一切致間敷候。」右之趣。先年度々相觸候處。近年又々猥に相成。銀箔隱打致候趣も相聞不屆候。以來急度相守灰吹銀。其外潰銀之類者。銀座之外堅不致賣買。銀箔之儀も京都之外。他所にて打立候儀一切致間敷候。若灰吹銀其外潰銀等銀座之外にて賣買致候歟。箔隱打等致候者。於有之者吟味之上。急度可申付もの也。」また文政元寅年右之趣(前文と同じ)。先年より度々相觸候處。近來又々猥に相成。銀箔隱打致候趣相聞。不屆に候。以來急度相守。灰吹銀其外潰銀之類。銀座之外。堅賣買不致。銀箔之儀も京都定職之外。他所に而打立候儀。一切致間敷候。右に付天明之度。江戸本兩替町へ京都より之銀箔賣場一ヶ所相建候處。寛政之度より中絶に付。此度江戸吳服町へ銀箔賣場再興致し。右於賣場改之印致し賣出候間。望之者は右賣場へ罷越。買請紛敷銀箔堅く賣買致間敷候。若心得違灰吹銀之外。銀其潰銀之類銀座竝下買之者へ不賣渡。他所にて賣買致候歟。又者銀箔隱打等致し候者於有之者。吟味之上急度咎可申付者也。」ま

た文政四巳年四月。金箔竝下金類取締方の儀。此度後藤三右衞門一手に申付候間。以來吹金はつし金屑金其外都て下た金類所持致居候者は。金座竝金座附下賣（買かし）へ賣渡し可申候。凡金細工人。金粉屋。其外地金入用のものは於金座買請可申候。私の相對を以。他所にて直賣買一切致間敷候。金箔打立の儀。此度江戸表に於て上澄賣渡所取建金箔地かね金座より相渡上澄に打立させ候上。金箔屋共へ相渡筈候間。他所にて金箔隱し打堅致間敷候。右下買のもの竝上澄賣渡所其外職人共迄。金座より看板竝鑑札相渡置候條。右の外取引致間敷候。右の通相觸候上は。下た金類金座の外にて。賣買致候歟箔隱打等いたし候もの有之においては。吟味の上急度可申付候」など見えたり。明治以後。眞正の金銀箔に非ろものを。賣藥に付け。又有害の箔を玩具に付くるを禁ぜり。

バク　貘は。熊に似て黄白色多く鐵を甜りて千斤を消す。其皮溫暖なり云々と說文に見ゆ。又故事要言には節分に貘と云ふ獸の形を畫き。枕に敷きて惡夢を見ずとて俗にする事なり。俗說に貘は夢を食らふ獸なりといふ」云々と見えたり。

【貘の枕。貘の札】などいふは即ち是なり。

バグ（馬具）馬具は。乘馬の裝飾具にして。乃ち左に列擧するもの丶備具したるを。總稱していふなり。今諸書を引き左に揭ぐべし。但鞍鐙銜等は。各上卷に其本條あり。あふり。面がヒ。胸がヒ。尻がヒの事はオモガヒの條に。又其他の馬具に付ては廐の條に記したれば參看すべし。

【韁】和漢三才圖會に。韁馬紲也。釋名云韁疆也。言不ㇾ出二疆限一也。轡馬韁也。陸佃云。御者駕馬以ㇾ鞭爲ㇾ主。騁馬以ㇾ轡爲ㇾ主。按韁轡共今云手綱也。多用二布及絹一爲ㇾ之。用二絲縄一者稱二張綱一（波豆奈）。長八尺或九尺二三寸。呼二其一筒一曰二一筋一とあり。本朝軍器考云。轡は和名抄に。兼名苑を引て。轡一名は鑣。久豆和都良とよむ。俗に久都和といふ也。又楊氏漢語抄には。韁羈なり。一つに馬羈といふ也と注せり。楊氏が韁といひしは。あしからず。其餘說は悉誤れる也。

【鑣】は久都和の加々美にて。羈は於毛都良にてこそあれ。轡は增韻には馬韁なりといひ。禮記注疏には。馬を御する索也と見えたり。毛詩には六轡在ㇾ手といふ事あり。それは古制に。車には四の馬を駕す。車の轅をさしはさむ。二つの馬をば。兩服といひ。服馬の左右の外にある。二つをば驂馬といふ。凡一つの馬に。左右轡二條づつあれば。四馬には八つの轡あり。其左右の驂馬の內のかたの轡をば。車の軾につなぐが故に。のこる所は六轡なり。それを執りて。四馬を御するなれば。かくいひし也。或は鑣。或は羈ならんには。いかで手には在へき。又絲を以てするを。轡といひ。革を以てするを。鑣といふとも見えたり。さらば轡といふ物は我朝の手綱といふ物にぞある。韁は轡の別名也とも注したれば（此字通）。楊　が韁といひしは。あしからず。又按するに。和名抄に手綱といふ物見えずして。鑣の字の外に。此轡の字をわかち出したるは。おもふに順の比に。久都和都良といひしは。今いふ手綱なるへし。又順の比にも。俗には轡といふ字を。鑣の事にも用ふれば。俗には久都和といふよしなれば。注したるなり。彼是通じ考ふるに。和名抄の說。悉誤れるにもあらず。たゞ引用ふる書に見えし。一名は鑣。一つは馬羈也。などいふ事を。けづりすてぬが誤れる也。古の手綱は。蘇芳綟。紫綟。褐綟などいふあり（桃花蘂葉）。又大和鞍に。公卿は蘇芳綟。四位巳下。褐綟。移鞍には。蘇方平緒。伏組ありなども見えたれば（飾抄）。移鞍は。唐の制によりて。伏組ある平緒を用ひられしにや。絲を以てするを轡といふ說にぞあひたる。武士の用ひし所。さだかならず。犬やうは。布をや用ひゐらん。筋手綱などいふ物は。今用ふる物のごとく染たる布帛の類にや。大將出陣の時は。かつ色の手綱を用ふ。勝色とは。黑色をいふ也などしるせり。又鑣手綱といふ物は。專ら戰の時に用ひし物なりと。又貞丈雜記に手綱と云は。馬の手綱は誰も知たる物也。舊記にたふさき（ふんどしの事也）の事をたづなと書たるもあり。又手綱のまがりと云は。手綱のまん中の事也。馬に手綱をゑりかくれば。手綱のまん中たはみてまがる故也。手綱をゑりかくると云は。ゑりはよると云に同し。手綱に少しよりをかけて。しかくろゆゑゑりかくると云也。八つ鉢手綱と云事。犬追物出法師落書にあり。乘馬方の書と云ふ書（小笠原刑部大輔信綱記なり）。手綱はみもなき樣にと申候て。みじかきがよく候。手綱を長く取候てひぢの後へまはるをば。八つばちたづなといひてわろき事に申云々（按八つ鉢とは東海道の道の傍に。物もらいの童が腰にたゝきかねを八つ結付て。くる／＼とめぐりながらしゆもくにてかねをたゝく也。八つからかねとも云。其の八つ鉢をたゝくひぢの形に似たるゆゑ。八つばち手つなといふ也）。後三年の繪をみるに。騎馬武者の繪に。手綱と同樣に筋を染たる手綱の如くなる綱を。馬の耳の後へ打かけて。腮の下にて結びて。其あまりを兩方ともに下へ引おろして。鞍に打かけて乘たる圖もあり。手綱は常の如し。又一つは鼻革をかけて。とちかねにかの手綱のやうに染たる綱を付て。あまりを鞍に打かけ乘たる圖もあり。くつわ手綱等は常の如し。是は手綱の切れたる時の用心歟。又は口にくせある馬のくせを出す時。手綱をばはなして。口にさはらず。かの綱を以て。乘

るべき爲の用意なるべし。騎馬武者ことごとく皆左樣にもあらず。三四騎計右の如くして。乘りたる圖あり。」軍用記に【手綱　腹帶】は麻布也。兩方の端壹尺ばかり。淺黃にも萌黃にも紺にも地色にて。扨筋を横にふとくも細くも付る也。ひきりやう筋とて二筋つゝよせて付るは嫌ふ也。立筋にも付ましきなり。柹色のすじも付まじきなり。手綱の長さは七尺五寸なり。腹帶は八尺ばかりなり。馬により違べし。軍ぢんにはかねの尺にて定る也。常はたかばかり也」とあり。

【ハナガイ[　]】は和漢三才圖會に。靷所﹅以引﹅車也。駕﹅牛馬﹅見在﹅胸者。鞅ﾄ絆﹅頸繩也。釋名云鞅嬰也。喉下稱﹅嬰。言纓﹅絡之﹅也」とあり。本朝軍器考云。當胸。和名抄に。楊氏漢語抄を引て。斑胸は無奈加岐と見えたれば。斑胸ともかくへき也。飾抄には胸懸としるさる。今胸懸とかきて。無奈加伊といふ也。古の飾馬は鞦にも當胸にも。杏葉といへる物をつく。杏葉は和名抄に辨色立成引。伊倶夏とよむ。俗に行衣布といふ由注せり。此物杏樹の葉の形に似たればにかくはなづけしにや。飾抄に伏輪は黃に。鏡は白しなど見えたり。凡胸に五つ有へし。鞦にはかたがたに五つづゝ兩方に十つくる也。外【鞦】にも。當胸にも。方金物といふ物をうつ也。

【逆靼】和漢三才圖會に。逆靼所﹅以維﹅鐙者。其嵩環名﹅鉸具﹅。其內有﹅鐙靼﹅可﹅以掛﹅鐙」とあり。本朝軍器考云。鐙靼逆靼。和名抄に。楊氏漢語抄を引て。鐙靼一つに鐙靳といふ。美豆孚とよむ。逆靼一つに逆靳といふ。知賀夏加波とよむよし注しぬ。世には力皮。力革などかく也。足利殿の比公方は播摩革の白き力革。金具をば黑皮にてかけられ。管領諸大名は金具を紫皮にてくけらるなど。いふ事見えたり(鎌倉年中行事)。又貞丈雜記に。力革の端のきんちやく革と云物古は無之。後三年合戰の後に見えたる力革何れもきんちやく革無之。又酒非雅樂頭忠恭のうつされし寬治二年の鞍具の力革にも。本はきんちやく革なかりしを。忠恭好みにてきんちやく革を付られし由。忠恭物語せられし也。按するに古の鐙はさすがかこ頭に付てさすがの先下へたれ向ふ也。さすがの先下へ向て足にさはる事なし。依てきんちやく革なし。近世はさすがかこくひに有て。さすがさき上へ向ふ故。さすがのさき出て足にさわる故。是をおほはんか爲に。きんちやく革出來し也。又古の鐙はかこかしらもとほりにてくるくる廻る也。軍用記に。力革も白なめし革にてするを本とす。弓法秘書に曰。力革の寸大方は三尺六寸なり。但人によりてひさの折めに合せて用捨すると云。具足して乘るには。例式の時ふむより少し長し。鞍につゝ立て鞍の上より六寸しさるかよきと云々」といへり。

【切付】軍器考云。韉和名抄に。之太久良又韀は韉の短き也。俗にいふ駒韉鈇と注せり。今いふ切付といふ物是也。駒韉といふはその小しきなるか故に駒に駕すべき料也といふ義にや。又高麗國の制なるにやいまだ詳ならず。或は韉は上切付といふ物にて。屧脊は下切付といふ物也。併てこれを韉といふ也などいふ人あり。古には此物にも定まれる制ありし。四位以上豹。五位已下虎皮とも(飾抄)。三位以上竹豹切付。四位豹。五位虎。六位葦鹿とも見えたり　拾芥抄)。又三峯切付と云は。例の大滑無﹅子細﹅歟之旨。中園相國の御消息に見ゆ。大滑の圖飾抄にも見えて。金銅の金物鈴等あり。鞍敷の下紅地錦とも。又平文移鞍の下に。大滑繡﹅雲龍﹅なども見えたり。是唐鞍。移鞍等ハ時用ゆるものにや。行幸の時これを用ふるよし。後成恩寺殿の御說には見えたり。武家の代となりて。虎豹の皮の切付を用ふる時は。小泥障はさゝずといふ事も見えたり(鎌倉年中行事)。又鹿子切付と云ふ物もあり。よのつれは葛切付を用ひしなど見えたり。今は皆ぬりたる皮を用。屧脊は和名抄に奈女とよみて蘇鲂が切韻に鞍下屧脊也といひし說を引きたり。今の膚付といふ物也。又貞丈雜記につゞら切付と云は白き防已(つゝら藤の皮をむきたるなり)にて組み作たる切付也。うるしにて黑く紋を書也。あたらしきはあまり白き間。くちなしうすく引べしと云事。武雜記酌辨記等にみえたり。つゝら切付の時は引目皮の鞦手を用ゆ。つゝら切付も引目皮の鞦手も。晴なる時は必用ゆる也。今の人は知らす。武雜記に云。つゞら切付の事晴の時用候。繪をかき候はぬを用る事は不及見候。家々の紋を黑くかきて可被用候。大かたびらの時は必々可被用候云々。三好亭御成の記云。つゝら切付御紋三つ黑漆幸阿彌繪﹅之云々。或人云つゝら切付は革には非ず。葛藤にて組たる物也。革にてへりをとる古き繪にも見えたり云々。此說尤よし正說なり。室町家の時代につゝら切付といひし物はつゝらにて組なり(又貞衡說)白き精好にても包む。黑く紋を書くと云へり。白なめしも白せいこうも葛にて組たる切付の代り也とおもはるゝ也。葛にて組たるは惡しき事あるゆゑ。後にはそれにかへて用ひしなるべし。貞丈云。葛にて作りたるは鞍のなじみわろき故。白なめし革にて包たるを代に用る事あり。されども本の名を失ずして革にて作りたるをもつゝら切付と云ならん。本は葛にて作る也)。上堅記云(永正の頃上原豐前守堅家の記たる書也)。切付はつゝら我家の紋をつゝらにおり付る也。又はうるしにても書也。又江北記(京極家の書)云。つゝら切付本也なめしは略義也。又高忠聞書に云。犬笠掛いる時はひきはだの切付不苦。御手組又ははれの犬笠掛の時につゝら切付なるべし。總てつゝ

ら切付本也」とあり。

【鞖】和漢三才圖會云。鞖切韻云。穿二鞍橋一皮也。韉唐韻云鞍韉也。按鞖韉同字而字彙云。鞍邊帶也。然和名抄鞖二切韻唐韻一書。和名亦異。未レ知二其是非一也。蓋鞖前輪後輪之左右各四處有二二穴一而着二四鞖一以結二障泥一。或着二提燈一者也。軍用記に鹽手は引目革にてつゝむを本とす。くけめにふせくみ有べし。とつゝけの緒はたくほく也。とつゝけの緒は鹽手にむすび下けて置緒なり。敵の首取たる時首を緒に付る也」といへり。

【腹帶】和漢三才圖會に。按唐韻云。馬腹帶也。韅馬大帶也。按韅長四尺許。苧組繩也。鞶長一丈二尺。裌漆染布也。軍陣用レ之尋常不レ用。軍器考云。腹帶和名抄に。唐韻の韅は馬の腹帶也といふを引て。波良於比とよめり。其後の俗に。波流比とはいふ。又由木搦なども云にや。古き繪に見えし所。古の腹帶制には。少しく異也。又貞丈雜記に二重腹帶の事馭法秘傳集に云。二重腹帶は布を二幅にして。馬のせなかへ打きせて。其上に鞍を置腹の下へ廻し上へ引あげ。常の如くくゝるを二重腹帶といふ也。わくらまはうで修維の時乘ル馬によきと也。又道照愚草に云。腹帶を一重にとり。わなの方眞中をくらの上敷にあてゝはるびとなしへ。兩の腹帶さきを入て馬の下腹にてとりちがへて。腹帶さきを又はるびとなしへ通し。能々しめて上敷の上にて常のごとく一結しめれちて。兩の前輪の手形にかけて前輪の前にてむながひにかけて常の如く留べし（右馭法秘傳集には馬のせなかへ打きせとあり。道照愚草には鞍の上敷の上にあてゝとあり。兩說少違あり。右軍陣に用之）。又犬追物明鏡記に云。鞍に二重腹帶を懸る事。軍陣の樣にはせず。腹帶を二つして小腹帶をかけてしむる也。是も射手によるべし。上手の好ぬ事也云々（是は犬追物の二重腹帶也）。腹帶を二つしてとは布のはるびと小はるびとの二つ也。本文の文體紛らはしき也（くりしめと云ゝ小はるひは。麻苧にて組たる腹帶也。ある說に如此するを上腹帶。下腹帶と云。然れとも上腹帶下はるびと云名目舊記になし。只一重はるびと云べし（表腹帶。小腹帶は舊記にあり）。軍用記に春城按するに。二重腹帶兩せつあり。諸書當用抄に。二重腹帶の事常の腹帶の長さ一倍ばかりなり。ひとへに取てわの方鞍の上敷の上にあて。はら帶通しへ兩はしを入て。馬のはらの下にてとり違て腹帶さき。又はら帶通しへ通して上敷のうへにて。いつものごとく一倍しめて兩の手がたにかけて。前輪の前にて（むなかひにかけて）。八字不審。いつものごとく丸くして。くら下へなさぬ置べし」といへり。

【鞦】和漢三才圖會に鞦所三以制二牛馬後一也。江州守山多作二出之一」とあり。軍器考云鞦和名抄に之利加岐とよめり。今は之利加以といふなり。昔は六位以下の鞍の鞦。總の連着懸る事を得す。但鞦の緇及後末に着る事をばゆるさる（延喜式）。又紫籠頭鞍帊緋鞦等。皆是を禁す。緋鞦は制の限に非ず。參議已上檢非違使別當已下。府生以上は緋鞦を着る事を聽すなといふ事あり（拾芥抄）。又古の鞦はちいさく總もなし。近代の鞦は甚大きくして總長しと。飾抄には見ゆ。樋末濃。同村濃楚鞦（飾抄）。又連着小總。辻總。紫末濃。小畝連着など（桃葉蘂葉）いふ物あり。其中に楚鞦といふ物は延文の比。既にさだかならざりしにや。ある人。楚鞦とは吠太。【連着】とは平吠にやと問申せしに。楚鞦の體只尋常の鞦の外。あながちに所レ見あらずとこそ。中園相國は答給ひけれ（園太暦）。飾抄に仁安二年。齋宮野の宮に入給ふ時五位已上。和鞍楚鞦杏葉付しといふ事ありて。又杏葉つけし鞦の圖に赤滑。或は朱漆。廣さ一寸四分兩方長さ四尺三寸などしるされたれば。楚鞦といふ物は。赤滑もしは朱漆の革にて。作れるをやいふ。古の武士の乘れる馬の鞦の。大總厚總などいひしは。連着といふ物の類にや。其外大形鞦といふ物あり。これは吠太などいひし物にや。又染鞦の文あるを云しにや。宗尊親王の御時に鎌倉にて內記兵庫允染鞦の故實を注進す。彼家代々上總國において。此ことを奉行すと。東鑑ニ見えたれば。世にいふ上總鞦は染鞦の事にぞあるへき。足利殿の比迄は紫鞦はよのつねの人用ふる事あたはず（大諸禮）。又法體の人は。紺鞦を用ふべしなどいふ事も見えたり（鎌倉年中行事）。今は紫かゝれる制ありとも見えず。今世に用る所は。後末にのみ總あれど。其色多くは紫也。此制古にはいかにいひし物にや。いまだ詳ならず。又世に異國の毛織やうの物をもてつくれるに。金襴の裏打たるなど見えぬれば。猶此比に出來し物なり」とあり。又貞丈雜記にしりがいの色。古はおもかい。むなかい。しりがいともに。平人は赤きを用。公方樣は紫を御用あり。入道法師などは淺黃。からちや。もえきなどを用ける由。舊記に見えたり。今はあまねく紫を平人も用ゐる事に成たり。【れんぢやく鞦】と云は。大ぶさ小ぶさの總名也。延喜式（彈正式）曰。凡六位以下鞍鞦總不レ得二連着一。但聽レ着二鞦緇及後末一云々。此心は延喜年中の法に。六位以下は鞦の總を竝へつられて付たるをば用る事をゆるされず。但鞦の辻の所と。鞦の端とに總を付る事をば。御免被成と也。鞦の辻とはくみちがへの所を云也。連着の二字をれんぢやくとよみて。總をいくつも竝へ連れて着る也。此連着に大ぶさ。小ぶさの兩品あり。大ぶさを厚ぶさとも云也。飾抄曰。古鞦小さく總短（近代鞦甚大く總長し云々。然ら

は上古は小總にて其後大總は出來たる物也。又鞦の辻に許りふさ一つ付たるをば辻總といふ也。桃華蘂葉に連着小總辻總と見えたり。延喜式に着二鞦𦆭一とあるは此事也。あつ總大ふさなど云名目古よりあり。義詮公御參內記に。厚總の尻鞦かけて左右を分け二行に乘也云々。又總しりかいとばかりも云也。義教公御元服記に見えたり。昔はしりがいといへば。おもがいむながい此内にこもる也。古記を見てしるべし。かづさしりがいは上總國より出る名也。庭訓往來に上總鞦とあり。其外舊記に此名あり。鎌倉將軍宗尊親王の御時。鎌倉にて內記兵庫允染鞦の故實を注進す。彼家代々上總國において此事を奉行すと東鑑に見えたり。楚鞦といふ物は詳ならす。飾抄に楚鞦の名見えて。赤滑式は朱漆廣さ一寸四分。兩方長さ四尺二寸などゝみえたれば。革にて縫ひ作たる鞦かとおもはるゝ也。木のずはへには枝なし。楚鞦革にて作りて總なき故。木のずはへの枝なきにたとへたる物歟。おりしりがいとはばんどうしりがいの事也と。御供故實記に見えたり。坂東鞦は上總しりがいの事なるべし。絲にて織たる故おりしりがいと云也。もんめんしりがいと云は。木綿緒をとぢて鞦にしたるを云也。就二御參內一松永彈正より。伊勢守貞孝へ被尋申條の內もんめんしりがいいかゞの事云々。貞孝答におりしりがい本儀にて候。もんめんも不苦とあり。もんめんしりがいは織らぬ物と見えたり。今もふとき絲を竝べて。横にとぢ付たる鞦あり。此類也。遠江しりがいと云は。遠江より出る茜染のしりがいなるべし。遠江あかれと云事も舊記にあり。遠江はあかねそめの名物也。また三がいと云詞古はなし。古書には鞦と云て三がいの惣名としたるもあり。又面掛。胸掛。尻掛と云(飾抄にあり)。又掛の字かけともかきとも唱るなり。きけ音相通なる故おもがいむながいしりがいとも云故。後代三かいと云習したる也。佐野三がいしぼたれ三かいとも云。今世用之。下野國佐野庄より作り出す。又佐野の西の方澁垂(しほたれとよむ也)。此所より出るをしほたれ三がいといふなりとあり。

【馬氈】和漢三才圖會云。韉。馬駕具。鞍上被也。說文云。猶今人言二鞁馬一。按鞁俗云二馬氈也。有二板馬氈。把馬氈等之異一。【太覆】軍器考に太覆。やせがくしなどいふ物の。馬後。鞦の上に覆ふ物なり。是も古には聞えず。又文字もさだかならす。昔の物に太於保比といふ物共はありけり。指懸にいふ所は手覆といふ義也。鞍覆の左右の端の垂たる所をいふは。垂覆の義なるべし。さらば此物をも垂覆の義を取べしや。一說此物を。昔はやせがくしといひし。多於保比山といふにかくれて。八瀨の里の見えれは。その山の名にとりて。多於保比ともいふなりと。さもある事や尋ぬへしと見え。貞丈雜記にたゞおひ(一名やせかくし)と云物。今世用之馬の尻に懸る物也。あみにしてふさ付たるもあり。羅紗又は革にてしたるもあり。是はふさなし何も古代なき物也。近世用之也故實なし」といへり。

【差繩】和漢三才圖會に罥索、和名加介奈波ノ取レ馬繩也。俗謂二之追繩一。其長凡三尋許。同一種有二小口繩一(一名小中間又名二指繩一)其長凡二尋許。貞丈雜記に今世追綱と名付て。紫色の組緒の太き綱を。今世大名の引馬に用之。これ古代なき物也。古はさし繩とも手繩とも云て。布白。紺。薄靑の三色を三つくりの繩にしてくつわにさして引也。又白さし繩又は褐色のさし繩も有。軍陣に用之。また軍器考に云。差繩と云物靮の字をや用べき。禮記に見えし羈靮の注には。羈は以て馬を絡ふ。靮は以て援くと見えたり。種々緂。村濃。或打交あり(纈靮。蘇芳靮。紫村濃。藤靑打交。菊打交萠木匂打交杯と云あり)。白差繩は御禊の時用らるゝ事にや。又公卿は差繩。四位已下片繩といふ事あり(飾抄)。いかなるをや片繩とはいひけん。武士の引馬ひくに。引手は上覊。追綱は下覊といふ事は。その引やうに追綱といふ事ある也。しかるに今はよのつれに馬ひく綱を追繩といひ。其外に小口繩といふものを。又差繩といふは。近き比よりの名なるべし(小口繩を小中間手繩などいふなり)。」あがり馬。今立ッ馬と云。後足をふみ前足を上て直に立つなり。繩さし樣。貞丈雜記云。犬追物政情記に云。あがり馬には繩をさすべし。腹帶に繩を入れて(引返し結付る也)。前足二つの間へとりて。轡にからむなり。强くつめ候へは先へ馬ころぶ也。可然稽らゐに可仕なり(古き書に。此體を畵きたるあり。あがり馬の繩と云事知らぬ人は。不審して何の爲の繩そと云あり。あかり馬をあがらせぬ爲の繩なり)。右馬具の名目。其用ひ方の大概を知るべし。且以上は專らふるく用ひたる和馬具に就ていふ。近來は西洋製の馬具を用ふること。人皆知れる所なり。

【馬の裝飾】馬の裝飾は鞍を主とし。之に附屬する馬具をも併せて某鞍と稱す。飾馬考に云く。【和鞍】諸抄及び大嘗會の記錄ともに見えたり。名義は俗に唐鞍を異邦の制ぞと思ひなしたるより。彼に對して左は號けたるべし。然れども此和鞍と云ふ名。いと古き物には見えざるにや。類聚名義抄に。唐鞍。移鞍。結鞍と次第して載せたれど。和鞍の名を云はず。又和名抄にも俗有二唐鞍。移鞍。結鞍等名一と註して和鞍の事なし。扨此鞍の飾には。御禊行幸の時。又はさらぬ折にも。唐鞍具を用ひられたる事あり。其例は時範卿(寛治御禊の條)に。節下左大臣唐鞍飾馬。少納言公衡。和鞍在二銀面尾袋杏葉等一。外記二人。三善雅仲。惟宗仲信。鞦楚鞦。結二唐尾一云々。と

和鞍(ヤマトグラ)

有りて。此外にも猶餘多見え。さて飾抄。和鞍の條に。保安五年九月二十一日。初齋宮御禊。前驅中將宗能朝臣。馬鹿毛。黑地螺鈿橋。大滑云々。連着鞦附二杏葉一と見えたり。是御禊行幸の時ならでも唐鞍の具を用ひられたる例證なり」とありて。附屬具に。鞍橋(水精地。銀地。鏡地。黑地。黃地。龜甲地。蒔繪鉢鞍)。切付(小豹。公卿及四位用レ之)。竹豹(小豹よりも勝れたる物なり。上﨟。上達部用レ之)。虎(五位)。鞍褥。鞍杷。障泥(アフリ)(大滑)。手綱(蘇芳緂。樺緂)。鐙。逆靼。貫緖。鞦(連着の小總。小敵連着など)。鞦。腹帶。表腹帶。差縄。鞭などあり。【御幸鞍】は同書に諸鞍日記に云。御幸鞍の事。移の形にて。赤銅を外に打て掛て伏輪を掛たり。此金に各か紋を打て附たり。切附は虎の皮。形は行縢切附なり。表敷は錦に包みて鹿表敷なり。腹帶は下に結びて。表敷の上に表腹帶とて。革を一寸許に切て錦に包みて。先に鐙の鉸具の樣にして打て付るなり。四方手は銅の小鞍。赤革にてくけたり。力革は包だり。鐙は銅の壺鐙なり。障泥は尺の障泥とて。馬の皮を黑く塗たり。此鞍は御幸のとき。公卿殿上人の乘鞍と云り。伊勢氏云。御幸とは中古已來。院の御出行を云へども。古は天子の御出行をも御幸と云り。然れば此鞍は天子行幸の日供奉の人の乘る故に云ふ。院の御幸とするなかれと云はれき。就て按ふに先づ此御幸鞍と云ふ名は。此書の外に見えざるにや。是を以て思ふに。此の日記は元武藏國金澤の稱名寺に秘め持ちたりし物にて。所謂金澤文庫の本の遺りたるならんと云ふ說あり。然らば是は鎌倉殿の頃書ける物にて。御幸鞍は其頃武家方にて和鞍を左は云へるこそと思はる。其故は右の鞍具の制を考るに。鞍橋を移の形にて云々と云へる。是即桃華蘂葉和鞍の具に見えたる。赤銅鏡地の制にて。切附は云々と云へる。是も今の和鞍に用ふる切附の狀。少しく行縢に似たる物たり。さて表敷に錦を用ふる事は。既に云るが如くにて。腹帶。表腹帶も右に云ふ處和鞍の具に異ならず。但鐙の制。いさゝか違へるが如く思はるれど。古和鞍に用ひしは。さる物ならんも知るべからず。其故は此鞍の鞦の制此書の外に見えざればなり。かくて力革は包たりと云へる。是は貫緖らて包めるにて。是又和鞍に用ふる處の製也。さるを伊勢氏が何に包むや詳かならずと云はれしは。好く按ばれざりしなるべし。此餘鐙障泥の制も。皆和鞍の飾に合るが上。此諸鞍日記の中に。和鞍と云ふ名の見えざるは。是此御幸鞍即和鞍なるが故ならずや。よく思ふべし。然れば此名は行幸。御幸の兩義を兼たるにて。行幸のみを云ふにはあらじ。さるは院の御幸にも和鞍を用ひられし事の諸書に見えたればなり。但衛鞦。手綱の事なども此記に洩れたれば猶よく考ふべし」とあり。

唐鞍

【唐鞍】飾馬考云。延喜式に。鞍橋一架。和名抄に。楊氏か漢語抄に云く。鞍橋(クラホ子)。一に云。鞍瓦と見えたり。按に。鞍瓦は日本書紀雄略記に。鞍瓦後橋と書て。クラボ子ノシヅクラホ子と訓み。また類聚名義抄にも。同訓したれば。鞍瓦もクラホ子と云ふべきをクラカハラと註せる物あるは。古言を辨へぬ人の字の儘に訓を付けたるなるべし。名義は鞍骨の義なり。軍器考に。右の鞍橋。鞍瓦の事を論ひて。日本紀に。鞍前後橋とも。又は鞍瓦後橋とも見えたれば。鞍橋と云ふは今云ふ前後の輪にて。鞍瓦は居木とも由木とも云ふものならんと云はれしは。書紀の文義を取り損じたるなり。惑ふべからず。斯くて此飾に用ふる鞍橋の制。諸鞍日記に云ふ處。形は移に同じ。但し黑鞍なりと見えたり。移とは移鞍を云ふ。黑鞍は黑地の橋に貝を摺り。玉などを入れたる物なるべし。さるは公光卿記に。馬(黑鹿毛)唐鞍(借二用前内大臣一)。橋(黑地摺レ貝。如レ恒云々)。又正應元年十月の御記に。飾馬(黑地螺鈿鞍橋)と有て。飾抄にも是が鞍橋を註されたるには。螺鈿入レ玉と見えたり。螺鈿は俗に云ふ金貝の事なり。一說に。黑鞍は無文の黑漆を云ひ。黑地は文ある物を云ふと云へり。いかにも其差別ありげに思はるれど。古へより唐鞍に無文の黑漆橋を用ひられたる事は。物に見えざる上。葉黃記に。黑鞍(有二赤銅伏輪一。又有二菱紋一)と見えたれば。古は文ある者をも猶黑鞍とは云へりし也。又信範記に。康治元御禊の條に。節下左大臣殿云々。御唐鞍(鏡)とありて。飾抄にも保安御禊。攝政鏡鞍と見えたるは。鞍橋の面に金、銀、赤銅の類を張て鏡の如く磨きなせるを云。さるを或る物には金をだに張つれば磨かぬをも鏡とも云ふ如く註したるは委しからず」とあり。附屬具に轡。大臘脊(鞍下のあふり也)。鞍褥。鞍　鞭。鐙。韁。鐙　逆靼。鐙靼。鞦。當面。當胸。下敷。溪く　銀面　菖蒲形(銀面に附て馬の額に當るもの)。角袋(髮を入るゝ袋)。頸總。杏葉(こがひに垂るゝ金物)。攝蝶。六子。雲珠(尻の上に寶珠ある金貝を置く是なり)。尾韜。差繩。引差繩。鞭。【移鞍】(平文移。黑移)。同書に云く。東鑑十五卷(建久六年三月十三日の條)に。十列之移鞍寄二進之一。又同書二十三卷(建保六年六月二十一日の條)に。九錫彤弓御裝束。御隨身裝束移鞍等也。是皆自二御洞一被二調下一。又百練抄にも。將軍家被レ行二大神宮臨時祭。舞人裝束已下移鞍等被二調下一とあり。凡此名の古き物に見えたるは。既に註せる和名抄其始めなるべし。又此鞍を移とのみも唱ふる事は。諸家の記錄にあまた見え。源氏物語にも足疾御馬に。うつしをおきてといひ。また古き歌にも。「常陸なる小野の御牧の露草の。うつしは駒の置にぞ有ける」など詠り。名義は移馬の飾りに用ふ鞍なる故にい

移鞍

ふ。さて其移といふ事の義は。種々の說有りといへども未だ正義を得ず。此に石清水の社士。長濱尙次が云。移鞍は軍器考に唐鞍を寫すといひ。諸鞍日記考註には。御幸鞍を寫すと云はれたれど。共に當らず。按に移は摹寫の義にあらず。字書に移。徙也又延也と有て。彼より此に引はへて移す義也。原神に進め給へる十列の牽馬を。直に乘尻に移す時置馬具なるゆゑに此名ありもと此鞍は勅祭の一員行幸の。近衞司を使として。神社に十列を進め給ふ時に用ふる馬具の轉して。其時に臨みては。あらぬ折にも用ひられし事の。古記に見えたれども。其は稀々のことなり。我石淸水にていはゞ。臨時祭。寮より出る十列の御馬に。平文移鞍を用ひられ(舞人殿上人なればなり)。當日御馬御覽。又神前廻馬の時など。舞人各自分差繩を執りて牽立らる。東遊び神樂など訖りて。直に乘尻に移して南庭に馳す。神馬なれば額に鈴を附尾に切木綿を附。神門にも引入る也。勅使の馬は。御廐の馬を引れて。御隨身召具せらるれど。御馬とも稱さず。神門にも引入ず。古石清水行幸の御時など。十列の御馬を牽せられて其儀同じき也。さて移鞍を置るは牽事の主なるが故に。公卿殿上人の乘らるゝ平文移には。鈴を附け鏁鞦を用ふ。是牽立るの用具也。又鈴を額に付たるは。群馬の中にて一際ことに立たる御馬なるを。分ち知らしむる爲にも有べし。又黒移は隨身の乘具にて。賀茂祭。春日祭など。近衞司の使なれば。十列東遊を奉らるゝ故にて。舞人は近衞司の被官たるにより。尋常は皆左右近衞官人是をつとむ。十列の御馬を牽立て後に乘る也(堂上舞人の時とは聊異也。鞦鈴等を用ひず)。我石淸水放生會など。天永二年より左右馬寮に仰せて。馬乘り隨身各十人を供奉せらるゝ事の日本紀畧に見え。延久二年一員行幸の儀に准ぜらるゝ事。古事談に見ゆ。檢非違使の移鞍に騎る是一員なれば也(行幸といへども一員なられば。只の鞍を用ゆる由。只の鞍山槐記に見えたり)。然て放生會の當日。下院南庭にして寮の御馬を廻らせて後。南中門を引出し。隨身乘尻となして馳る也。廻馬の時は。驟背にて神門を引出黑移を置て乘尻となす。是平文移と差別ある處也。又乘事なく牽立るのみなるは威儀の鞍を置也。移鞍は威儀引馬の如くにて乘事ある故に。大滑なども革にて錦鏽の如く。雲龍などを畵きて威儀の粧を備へ。是に乘事故に密に肌付を入る。故に忍肌付と稱す。是引くを乘に移すの證也と云々。此說宜しきにや。但世俗淺深秘抄。上皇御幸の條に。隨身不レ參時。移馬引ニ御車後一と云事ありて。又二條殿裝束名目に移馬は車後に引する馬也。網代の車の時引かず。是は男の忍びて遊歷する時乘事故に行列がましく引ことなしと見え。又治承四年嚴島御幸の記に。夜に入て

水干鞍

土御門高倉の邦綱の大納言の家に御幸あり。殿より唐の御車移の馬何くれと參らせらる。又平家物語にも。上皇嚴島御幸の御門出て丶云々。殿下より唐の御車。移の馬など參らせらる丶とある。是等によりて按に。移は車の乘替の義也といふ說も。又廢難きに似たり。なほ考ふべし。扨此鞍は花鳥餘情に。隨身の乘馬に置鞍也と有て。全此官人の乘具なれど。平文移には公卿殿上人も乘らる丶故に諸鞍日記移鞍の條には「行幸の時公卿殿上人も乘る由を註して。次に隨身は此鞍に乘也と云り」とありて。附屬具に鞍橋。下鞍。大滑。忍肌付。渡皮。表敷。鞍覆。鐙。手綱。鐙。逆靼。貫鞘。[illegible]。腹帶。表腹帶。結髮緒。鈴。四手。差繩。鞦と見えたり。【水干鞍】同書に云く。諸鞍日記に。水干鞍の事。常體の鞍なり。此鞍は褻の御幸また淨衣の御幸にも。公卿殿上人の乘也と云り。伊勢氏云。水干は衣服にもあり。何の故もて水干と稱する由をしらず。古書に水旱とも書り。別に正字有り水干。水旱は。共に借字ならむもしるべからずといはれき。今按に先づ褻の御幸といへるは。晴儀ならぬをいふ。故に褻は字書に私服也と註して。始は式正にあらざる。常の衣服を云より轉れる也。淨衣の御幸は神社に御願など有て詣て給ふ時は。淨衣を着し給ふ故に云ふ。車服制度手記に淨衣は全體布衣也。祭服に用ふるを以て淨衣の名ある故。無二貴賤一皆用レ布是神古質素風也。太上天皇も內々御社參の時は着御也云々。西三條裝束抄には。絹布兩樣也と有て。仙洞着御は諸社の遙拜。熊野御幸の神事など也と見えたり。かくて此飾を水干鞍と名付る由は。水干を着せる人の乘故なりと云說あり。いかにも褻の御幸には供奉の人々。小直衣或は狩衣。水干等を着て。皆鞍馬に乘りたる事の物に見え。又延慶二年五月十七日淨衣御幸の時も。人々水干鞍を用ひられし事の秀長卿記に見えたり。然れば暫く右の說に據るべきにや。凡此飾馬の名等は。和名にも俗唐鞍。移鞍云々の名ありと註して。始めは世俗の假初に名付たる物なるべければ。深き故緣有にはあらじ。さるを今の識者は。あまりに考へすぐして。なかなかに非說をも云なるべし。諸鞍日記考註に。淨衣の御幸を。晴の御幸の如くいはれしは非說なり。其徵は右に註せる車服制度手記に。內々御社參の時は淨衣着御の由註し給へり。凡て晴儀の時は上皇御束帶なる事。御幸部類。又後鳥羽院の宸記。花園院の御記などにも見えたりとありて。附屬具に。鞍橋。切附。表敷。力革。銜。鞖。腹帶。鐙。立聞。餉付。鞍覆。差繩。引差繩。鞦と見えたり。【御共鞍】吉濱記乾元二年正月十四日八幡御幸の條に。別當（檢非違使右兵衞督）。御共鞍。熊皮切附。同鞘。淺黃總鞦。緋手綱とあり。是は御幸の供奉に用ゐる鞍なる故に。然は名付たるにて。共は供の

ハク

六位鞍

ハク

略字なるべし。されど此名此間の餘には見えざれば。是は當時に臨みて和鞍などを。假にしか呼たるにやと思へど。和鞍に熊皮切附。貫䩕などを用ひられたる事の物には見えざれば。其は古へ餘にさる飾の有しが。傳はらずなれるにや。左も右も今は聞えぬ名なれば强て穿鑿求むべきにもあらず。淺黃總鞦は竹林院左府の記し給へる物に。弘安十一年正月二十六日石淸水御幸。左衛門權佐信親朝臣。馬云々（淺黃細鞦）と見え。緋手綱は無名裝束抄に。治承五年四月十日行幸に。右大將騎馬云云。手綱緋と有て。また吉部秘訓などにも此制見えたり。【六位鞍】同書に云く。此鞍は六位の人の乘用なる故に六位鞍と云ふ。其制は大畧我が輩の用ふる處に均しく。させる飾もなき物なりとありて。附屬具に。鞍橋。切附。障泥。鞦。手綱。表敷。腹帶。銜。鐙。鞖。力革。貫䩕。差繩等を擧げたり。【前駈鞍】同書に云く。禁祕抄に。前駈馬と有て。是は前駈の人の乘るを云ふ。さて其鞍具は身の分際に隨て用ふる處異なる也。其徵は飾抄に永治二年十月御禊前駈二十人。五位十六人。蒔繪螺鈿虎皮の切附。障泥小總云々。六位四人云々。又保安五年九月二十一日。初齋宮御禊前駈。中將宗能朝臣。馬鹿毛。黑地螺鈿の橋。大滑下鞍。豹連着鞦付二杏葉一とありて。愚昧記にも仁安二年九月二十一日。今日初齋宮入二給野宮一。前駈公卿云々。連着鞦付二杏葉一。或唐鞍鞦。或禁鞦也と見えたる。是五位已上は和鞍にて。六位は所謂る六位鞍也。但鐙は諸問抄に。前駈事。壺可レ爲二本儀一。然而爲二障泥一之時。舌長。又兩分用レ之。兩樣不レ可レ有レ苦候歟」とあり。然るを諸鞍日記に。前駈の飾り樣。總體移鞍の如くにて。蒔繪鞍を用ふるなりと云へり。此說による時は。古へ前駈鞍とて別に一種の飾ありしが如く思はるれど。然らば右に註せる書どもの外にも。猶此の前駈に用ふる鞍具の事を記せる物の此彼見ゆる中には。移鞍の飾に似たるも。たま〱は有ぬべきを。然る物とては見えたる事なし。是を以て按へば。此記の說聊か疑なきに非ず。よく考ふべし。さて此前駈と云は。行幸の御先拂ひ也と或る識者は云ひつれど。御先を拂ふは隨身の役にて。其は日本紀（繼體紀）に。警驆前駈とあるなどを云ひ。是なるは前駈（サキカケ）と呼て。武家に所謂先乘の類なる事は上に註せる書ともに據りても辨ふべし。さるに公卿殿上人の御先拂ひせらるべくもあらねば也。されば此前駈は行幸のみにもあらず。大臣家など晴の通行の時。諸大夫などの馬に乘て。主人の車の先へ行くをも前駈と云ふ。又隨身も大將の前駈は先乘にて先拂ならぬ事云も更なり。然れば先陣に乘行くを先拂とのみ云ふ說は委しからずとあり。【結鞍】同書に云く。伊勢氏云。和名抄鞍の下に。唐鞍。移鞍。結鞍と三名を連て註したれば。結鞍と

云も。唐鞍移鞍と同じく。馬の飾り樣の名にて。鞍橋の名にはあらずと知るべし。今昔物語に。女牛に。結鞍といふ物を置て。それに乘せて出したりといふ事も見えたり。是は戯れに。きたなげなる僧に。競馬乘りの裝束を着せて。馬のかはりに。女牛に結鞍の具を置て。乘せて出したるを云へり。此鞍具は何なにを用ふるにや詳ならずと云れき。いかにも此結鞍の具といふ物は。何の書にも見えたる事なし。是を以ておもふに。此鞍は俗に草鞍などいふ類の物にて。飾馬に用ふ物にはあらぬにや。然らば皆具もよくは物せずして。假りに鞍橋を馬の脊に結付るほどの物ぞといふ意にて。然か名付たるにもあらむか。唐鞍。移鞍の類ならむには。晴儀の時是等と共に用ひし事も有りぬべきを。さる事の物に見えさるをも思ふべし。今是を卒須備久良と點したる物あれど。類聚名義抄に。ユヒクラと見えたれば。此の訓に據るべき也。

バクエキ 博奕は。もと遊戯なれども。終に財を賭して。之れを爲すに至りたるなり。和訓栞云。ばくち。新猿樂記に。博打と書り。今ばくちうつといふは。重言也。其人をばくちうちとのみいへるを。うつほ物語に見えたり。大和物語に。はくやうをして。おやにも。兄弟にもにくまれ。足のむかんかたに行んとてと。見えたるも。はくえうにて。博奕にや。ばくちやうの義にや。博奕の内に。四一半錢といふ事。東鑑に見ゆ。四一半打とも見えたり。博奕の意義之を狹く解しては雙六の事となり。廣く解すれば。富。取退無盡なども指すべし。多くは簺を用ひて行ふ。簺また樗蒲と云ふを以て。博奕をまたチョボ一と云ふ。チョボ一の一はアナ一の一と同じく。圖を引きて市町の如くして行ふ故ならん。

【博奕の種類】簺を用ふるものと。骨牌を用ふるものと。其の他種々ありて。運命と技術とにて勝敗を決する方法多し。大博奕は其類種々あるも。古昔殿上に行ひたる一種の者ありて。此等は禁制外の戯なりと見ゆ。羽倉考云。御産の儀に必筒簺の事あり。或は筒攤の興事。戯事などゝあり。或は打攤とあり。御産部類記にも。夥しく見え。玉海。安德天皇降誕の三夜。五夜に。其儀式殊に詳なれども。何樣の事を爲と云こと。書面に見えず。元永二年の源禮委記に。置二碁手紙一。上達部料立二高坏一。殿上人料折敷云々。大進取二筒簺一。置二圓座一。從二六位一至二公卿一。次第置二集攤紙各一帖一。次有二擲簺之戯事一などゝ見えたり。蓋碁手とテ名に據ば。此紙は賭物と見えたり。公卿殿上人に各一帖づゝ給はりて。下臈より次第に此紙を持參し。一所に集置。各簺を擲て貴簺を得たる者。之を取事なるべし。和名抄に。後漢書註桂苑珠叢抄等を引て。意錢を攤と見えたれども。筒及簺あるなれば。意錢には非ず。攤とあるは簺を擲の義なるべし。然れば所謂博なり。其産の禮に博を爲の義は。據ところいまだ詳ならず。後世行ふ博奕の類は。丁半。メクリ。花合せ(カルタ參看)。キズ。アナ一。チイハ(參看)など樣あり。職人。居助など及び博奕打の親分などゝて業とする者の行ふは丁半にして。簺二個若くは三個を茶碗又は笊の中に入れて振り。之を盆臭座又は盤の上に置き。さて人をして奇偶兩方へ貨幣又は駒子を賭けしめ(貨幣にて掛るを銀張と云ふ)。兩方の金額同數なるを待ちて。勝負と云ひ。茶碗又は笊を除きて簺を見る。其の勝敗によりて寺を除きたる金額を勝者に給し。親は寺を收入す。其割合は一割以下隨時に定む。親は博者順次之に當る事もあり。又大なる賭場なれば。親は貸元と稱して親分株の者之に當り。自らは賭くることなく。又簺を振る者は別に之れを雇ひ。又中盆と稱する者貨幣の勘定を司り。其等も寺の一部を給すること夫々賭奕の種類によりて差異あり。駒にてする時は。駒を竹にて製し。漆にて金額を記したる者にて。先づ之を買ひて博奕の仲間に入るなり。

【三笠附】德川氏の頃。三笠附と云ふもの大に流行したる事あり。川柳の冠附の如きものにて。入花を募りて。高點者に多額の金を與へしなり。其の流行餘りに盛なりしかば。幕府より嚴に禁ぜられしなり(ハイカイ參看)。

【博奕の禁】さて古へ博戯を禁せられたることは。續日本紀に。文武天皇二年七月乙丑。禁二博戯遊手之徒一。其居停主人亦與レ居同レ罪と見え。又南嶺子に。雙六樗蒲を博戯として罪に行はるゝ事。捕亡令。雜律。及天平勝寶六年の官符に見えたり。角方を用ゐはすべて雙六に屬す。故に延喜彈正式曰。雙六者不レ論二高下一。一切禁斷云々。色に耽るものは利に志すか。老て改る事なり。博奕は初より利によりて行ものなれば。老慾益々つのり。やむ時なく。博奕は利する時あり。人に利せらるゝ時あり。其利を懷ふ意增長しては。盜賊心におつるより外なしとありて。其禁制の嚴なるは知るへし。降て武門の治に及ひても。之を禁したるなるへし。德川氏に至ては。一層其禁を嚴にし。以て之を犯す者あれば。重罰に處せり。享保八卯年。三笠附博奕御書付。三笠附博奕致し候者吟味之事に付。別紙書付之通。相極り候間。關八州之分御料私領共に右之趣を以可申付事。但萬石以上之面々は。右之通名主に被申付候とも。又は領分に家來も差置候に付。役人に申付候共。勝手次第宜樣に取計可被申付事。卯六月。右御觸書。覺。三笠附並總而博奕致し候もの。唯今迄村方に有之候ても。事六ケ敷存候哉。終に三笠附並博奕いたし候もの之儀不申出候。依之自今其村々名

ハクエ

主可致吟味候。相名主有之村々は一同に申合無油斷遂吟味。三笠附いたし候もの候はゝ其もの分限に應し過料錢申付取上可申候。但三笠附之點者金元宿頭取之ものは別而過料重く申付。句拾ひ手傳之ものは右之ものより輕く可申付候。員數之儀は名主勘辨いたし不及伺申付可取上之事。」博奕宿頭取竝博奕打候もの。過料右に准可申付候。是又員數之儀者名主勘辨いたし。不及伺可取上事。」三笠附竝博奕いたし候もの。當人過料錢出之候儀難成ものは。地主召仕者主人に出させ可申事。」總而右之類之もの名主吟味仕候事。令難澁候か又は過料差出候儀。相滯事有之は御料は御代官。私領は地頭へ可訴之。且又過料取上候節は不及屆候事。」右過料錢取上候儀。年寄組頭立會。帳面に記置總百姓村入用に可致。其拂方之儀は何入用に拂候段。總百姓へ申聞候上。判形可取置事。」三笠附竝びに博奕仕候者。度々過料差出候上猶相止さる者は。捕置早速可訴出事。右之通今度相定り候間。此旨名主共急度可相守候。此上役人見廻らせ可申候間。見のかし聞のかし仕においては。名主組頭可爲曲事者也。卯六月。日本橋計へ相建候。博奕之儀に付高札。覺。三笠附點者金元竝致宿候もの句拾ひ等。」博奕打頭取竝博奕宿致候もの。」右之族當正月より相止候ものは可差免候間。彌此以後急度相愼可申候。若不相止ものは流罪。或は其品により死罪可申付候。句拾ひ等は身體取上。非人手下へ可差遣候事。右之通候間。當正月以前之舊惡者可差免候間。正月以後迄も不相止族於有之は。何者にても町奉行所へ密々可訴出候。急度御褒美金可被下候事。但同類之内たりといふ共訴出。勿論自分之舊惡をも自今於相改者。其科を免し。是又御褒美可被下候事。」如此申付候上は。都て家主竝名主五人組のもの共申合。常々心懸け致吟味。疑敷もの於有之は。早々可訴出候。外より訴人有之博奕頭取。三笠附點者。金元竝右宿いたし候もの召捕候はゝ。其屋敷取上。家守有之は家主者家財取上け。百日之手鎖かけ。兩隣竝五人組家財取上げ。名主町内へは急度過料可申付候事。右之趣可相心得。爲一科なきもの意趣を以申出においては。吟味之上急度可申付者也。享保十一年正月。」享保十一午年十二月。武士屋舖にて家來致博奕候者。御仕置之儀に付。御書付。向後武士屋舖にて家來博奕致候もの。遠島之筈に候間。可被得其意候以上。」享保十六亥年五月。大岡越前守伺。覺。三笠附點者。金元。竝宿。博奕頭取。同宿致候もの。唯今迄永遠島被仰付候得共。向後は三年歟九年季を定。遠島可被仰付候旨被仰渡奉畏候。就夫唯今迄右御料にて島々に罷在候もの共。御免可被遊候哉。左候はゝ御仕置ゆろみ候樣相聞可申哉之旨。被仰聞奉承知候。」島々に罷在候三笠附宿。點者。金元。博奕打頭取共。唯今不圖御免にては。年季之譯下々可存候間。當春台德院樣御遠忌之御赦。未無御座候間。右之御赦に御免可被遊候哉。」此以後右之類。遠島被仰付。年季之儀。私共は其譯存可罷在候得共。下々存候てはゆるみに可罷成候間。此以後何その御赦可有御座候段。年季明け候上過も可有御座候得共。右之通御赦に御免被成候はゝ。年季之譯。下々不存。御仕置のゆろみにも罷成間敷哉と奉存候。右之通奉伺候以上。」此の後町奉行へ達しに。三笠附博奕頭取之もの遠島之分三ヶ年五ヶ年も過候はゝ赦有之時分。赦に可被書出候。尤奉行心得迄之儀に候間可被得其意候事。」外より訴人有之。博奕頭取三笠附點者。金元竝右宿いたし候もの召捕候はゝ。其屋敷取上。五ヶ年も過候はゝ返し可被下候事。」享保十一午年より以來。右科に而遠島もの右年數立候ものとも。當春台德院樣御遠忌之赦に可被書出候。」享保十六亥年。三笠附博奕頭取遠島赦に可書出旨。竝取上に成候家屋敷返可被下旨之御書付。三笠附博奕頭取之もの遠島之分五ヶ年も過候はゝ赦有之時分。赦に可被書出候。尤奉行心得迄之儀候間。可被得其意候事。」外より訴人有之。博奕頭取三笠附點者。金元竝右宿いたし候もの召捕候はゝ。其屋敷取上ヶ。五ヶ年過候はゝ返し可被下候事。」安永六酉年四月二日。【突富興行停止の儀に付觸書】突富と名付博奕ヶ間敷儀致問敷旨。前々相觸候處。福引胸富其外品々名目を付。富突興行致段相聞候。右體紛敷儀は以來急度相止候樣。御料は御代官。私領は領主地頭。竝寺領社領有之寺社へ不漏樣。村々へ觸置候樣可致候。右之通可被相觸候。」天明八申年正月十二日。博奕賭の勝負禁止の儀に付觸書。博奕賭之諸勝負前以御法度候處。近來一統に相ゆるみ。博奕賭之勝負等之儀。色々名目を付候而武士屋敷寺社又者茶屋竝辻等に於て。右不埒之儀致し候趣相聞候。以來右體之儀有之候はゝ急度可申付候。尤吟味糺之上者掛り合之先々迄も。無用捨相糺仕置可申付候。尤右體不埒之者候はゝ密々奉行所へ可訴出候。急度御褒美可被下候。同類之内たりとも訴出自分舊惡をも相改においては。是又御褒美可被下候。右之趣町方は辻々に張置。在方は高札場又は村役人之宅等に張置。町役人村役人五人組其組合切に申合。互に改可申候。武家にても家來竝末々之部屋に至迄。無油斷相改。寺社にても同斷申合。互に相改可申候。右之趣御料私領寺社領町方迄。不漏樣可被相觸候。」天明八申年正月。博奕賭勝負取締方。代官へ達書。博奕竝總て賭之勝負者前々より御制禁之處。近年在方之もの共。博奕に似寄候儀をもてあそひ候趣相聞。不埒之至に候。尤露顯いたし候得者。重き御仕

置にも可被仰付候得共。畢竟其村々役人共改方等閑故之事と相聞候。依之以來は右之段各より一村限り村役人共へ急度申渡。若村内にて博奕或はこま等の諸勝負いたし候もの有之候はゝ嚴敷取計。村役人共召捕早速訴出候共。又は村役人存寄を以過料等取立候共勝手次第にいたし。或は右惡事いたし候もの逃去候て。其席に捨置候金銀之類も。村役人方へ取上其段御代官所へ申立。右金銀は村方入用にいたし。村内博奕不致樣申渡。若此以後公儀より相廻候役人見咎召捕候儀も有之候はゝ。村役人不念に付心得違なき樣可致旨。兼て村々申渡候。」天保十三寅年二月。

武家屋敷於て博奕有之趣に付達書。博奕賭之諸勝負御制禁之段は勿論に候得者。御家人之面々屋舖にても。常々可申付事に候得共。今以博奕不相止趣聞候。依之享保。寛政年中被仰付候趣。經年月候儀に付。猶又相達候。銘々彌厚心を用ひ。聊も疎略有之間敷事に候。召仕ともへ堅く制止を加へ。不相用において者。他所之もの入交候とも。無用捨召捕置奉行所又者最寄之火附盜賊改へ可被相渡。時宜によりて者。尤打捨にも可被致候。右之趣寛政之度相觸候處。近來武士屋敷にて博奕等致候者有之由。相聞候間。嚴敷可申付旨。向々へ可被達候。」博奕之儀に付取計方伺書。私共支配所上州村に百姓共博奕賭之勝負仕候者有之候はゝ。召捕他之御料私領之もの加り候共。私手切にて吟味仕御仕置可申付旨。被仰渡候に付。先達て取計方伺之上御下知相濟候處。猶又洩候分左に奉伺候。」博奕一件に付他之御料。私領之もの召捕に差遣候節。竝吟味中村預又は私共陣屋元郷宿預等申付置候節。逃去候ものゝ親類組合村役人へ日限尋申付置。其段御代官領主地頭へ懸合置。六切相立候ても不尋候はゝ吟味詰相伺候樣可仕候哉。且逃去候節は御屆書差上置候樣可仕候哉。但吟味懸合にて私共役所へ差出候樣。御代官領主地頭へ掛合又は差懸候分は。直樣村方へ呼出書付差遣候分。竝捕方之者差遣候節。其以前欠落いたし御代官領主地頭へ訴尋申付有之候はゝ。親類組合村役人呼出一通相糺私共方にて尋者不申先方に任せ置。六ヶ月相立候ても不尋出候はゝ。其段申越候樣懸合置可申候哉。」書面手限にて御仕置被申付候一件も引合之もの欠落いたし候はゝ。先屆に不及三十日宛六切日延尋申付。其上にて不尋出候はゝ。伺に不及尋申付置候。重立候ものへ過料錢三貫文申付。其外之もの共は一同急度叱りの上。永尋申付。其段先方へ致通達置可被申候。但書は伺之通被相心得。尤六ヶ月相立不尋出段。先方より申越候共。右尋不尋出段之咎は先方之取計に任せ置。其方にて咎永尋等被申付候には不及候。」他領御料私領のもの博奕一件に付。召捕吟味取掛竝支配所内他支配私領のもの等入牢申付候。其時之御屆書差上候樣可仕候哉。書面入牢申付候共。不及屆候。」博奕賭之勝負仕候者。博奕一件に付。召捕吟味取掛。竝支配所内他支配私領のもの等入牢申付候節。其時々御屆書差上候樣可仕候哉。」書面入牢申付候共不及屆候。」博奕賭之勝負仕候もの召捕候節。他支配私領のものにて帳外に相成無宿者は預等には相成間敷哉。然る上者吟味中入牢申付置一件吟味詰相伺候樣可仕候哉。又は無宿加り候一件者差出之儀相伺候樣可仕候哉。但無宿のもの。入牢申付候節。牢番人給其外御入用一式相立候樣仕度奉存候。」書面他支配私領のものにて帳外に相成。當時之居所定り無之無宿にて右無宿加り候共。筒取竝定り候宿無之博奕歟。又は三度以下且筒之博奕。或は五拾文以下賭錢之寳引よみかるた等に候ははゝ。伺竝差出にも不及。先達而申達通の御仕置次第の心得を以。手限にて可被申付候。但書之趣者伺之通被相心得。御入用立方之儀者其度々可被相伺候。」博奕一件の内。吟味中逃去候者。又は其以前欠落仕右之もの共不罷在候ては。吟味難決分竝吟味相分候共。六ヶ月見合。不尋出品其節御仕置可申付候哉。且一件之内逃去候もの有之候ても相殘候者共。吟味分候分は時日を不移。御仕置可申付候哉。」書面一件之内。欠落いたし候もの有之。日限被申付置候共。相殘候一件者吟味詰六ヶ月見合に不及。吟味相分り次第。御仕置可被申付候。」敲の儀一と通の分者。五拾敲可申付儀に奉存候。重敲者何程敲可申付候哉。」書面敲者五拾。重敲者百敲可申付儀に可被相心得候。」博奕一件の内。自然村役人加り候節者。役儀取放等にも可相成儀に付五拾文以下三度以下廻り筒の博奕にても一件吟味相伺候樣可仕候哉。」書面伺の通可被心得候。」御仕置除日書付。兼て御渡被下候樣仕度奉存候。」書面別紙相達候。無宿者入牢中萬一牢拔等仕候はゝ牢番人へ日限尋申付置。其段御屆書差上六切相立候ても不尋出候はゝ。吟味詰相伺候樣可仕哉。書面伺の通可被心得候。」博奕賭の勝負仕候者召捕相糺候處。他御料私領のものゝ由申立。私共陣屋元郷宿預等に申付置。先方へ掛合候處。右體の者無之旨又は帳外ものゝ由申越候内逃去候はゝ。預候郷宿へ日限尋申付置。六切相立候ても不尋出候はゝ吟味詰相伺候樣可仕候哉。書面吟味詰候共不及伺。度々日延の上。不尋出段不埓の咎。過料錢三貫文申付。尋者差免可被申候。」博奕賭の勝負等仕候風聞有之候者。取捕候節。博奕道具竝引糸の類所持仕。博奕賭の勝負仕候に相違無之相聞候得共。博奕仕居候處をさへ不召捕候得者。品々申陳し。纔の内吟味請候迄にて相濟候事と存不相止趣相聞。右體のもの其儘差置候て者。取締も不宜儀に付。右の類者痛め

候ても吟味仕候哉。書面伺の通。可被相心得候以上。右の通取計方奉伺候以上。寛政六寅年壬十二月。吉川榮左衞門。近藤和四郎。」德川氏の頃。賭博に就ての制令は。概略右に擧けたるか如し。明治維新に及ても。賭博犯を處分せしこと。略德川氏の舊に仍れり。明治三年新律綱領の發布あるに至りても。其雜犯律中。賭博の條あり。爰に其全文を揭く。賭博。凡財物を賭し博戲を爲す者は皆杖八十。賭場の財物は官に入る。其賭房を開張する人は其列に與らすと雖も同罪。飲食を賭する者は論すること勿れ。若し產業なくして。常に腰刀を挾み。無賴の徒を招結し。賭場を開張し。四鄰に橫行する者は皆流一年。」尋て六年改定律例を頒布せられたりしに。亦賭博條例の一項あり。卽ち之を擧くること左の如し。賭博條例。第二百六十九條。凡賭博三犯以上は懲役一年。」第二百七十條。凡賭場現在の財物は官に入ると雖とも。其田宅等不動產に係る者は原主に還付し。官に入るゝの限に在らす。」第二百七十一條。凡博戲に用ふる骰子。骨牌を賣る者は賭博者と同罪。再犯は一等を加へ。三犯以上は懲役一年。」第二百七十二條。凡賭博の列に與らすと雖も。母錢を借し。息を收る者は犯人と同罪。」十三年七月。頒布せられたる刑法には左の如し。第二百六十條。賭場を開張して。利を圖り。又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加す。」第二百六十一條。財物を賭して現に博奕を爲したる者は。一月以上六月以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。其情を知て房屋を給與したる者亦同し。但飲食物を賭する者は此限に在らす。賭博の器具財物其現場に在る者は之を沒收す。」同十七年一月四日左の布告を出されたり。賭博犯の儀は。刑法第二百六十條。第二百六十一條に明文有之候へとも。當分の內行政警察の處分に屬し。東京は警視廳其他は地方官をして別紙賭博犯處分規則に依り。取締懲罰の事を行はしむ。」賭博犯處分規則。第一條。賭博を爲したる者は一月以上四年以下の懲罰。及び五圓以上貳百圓以下の過料に處す。家屋を貸與し及び見張を爲し。其他總て幇助をなしたる者亦同し。博徒にして黨類を招結し又は賭場を開張し。又は兇器を携帶し又は四鄰に橫行する者は。一年以上十年以下の懲罰及び五拾圓以上五百圓以下の過料に處す。其招結に應したる者は賭博を爲さすと雖も前項に依て處分す。」第二條。賭具及び賭場に現存する財物は。何人の所有を問はす之を沒入す。」第三條。賭博犯を取押ふるには何人の家宅を問はす。何時たりとも之に立入ることを得。但警察官巡査は其證票を携帶すへし。」第四條。此規則を施行するの方法細則は警視總監。府知事(東京府を除く)。縣令にたて便宜之を定め。內務卿の許可を得て。施行することを得。」博奕以上列擧したるか如く。法律上明文のあるありて。本邦に在ては禁制のものたり。泰西諸國にては。博奕を禁するの制なし。是れ民俗の異なるによりて。立法上此差を見る所以なるか。

ハクチヤウ 白丁。又白張と書く。神輿又は今時神葬者の柩を舁く。下輩の被るものをいへり。和漢三才圖會云。按白丁は純白布衣。轡人傘持沓持之輩所レ著。此等總名ニ仕丁ニ(豆加閉與保呂)。如ニ庖丁(料理人)。駕輿丁(乃里毛能加木)之類ニ是也。又有ニ退紅白丁ニ。高家下僕著レ之」とあり。又和訓栞云。白丁とよふは白き袍をきる奴隸也。或は白張とみゆ。朝野群載に相撲白丁と見ゆ」荀子の注にいふものは。人夫をいへり」とあり

ハクブツクワム 博物館。東京。京都。奈良にあり。其上野なるは明治十一年に建築起工し。十三年二月に竣工す。其沿革を畧說すれは左の如し。同館は初め物產局假役所と稱す。明治三年九月。田中芳男大學南校に出仕して。時々其官員を府外の地に派出し。產物を搜索し。物產局に聚るを以て此局の濫觴とす。爾後局宇狹隘なるを以て。十一月之を元官板所に移す。尙其盛大を希望し。他日博物館を建築せんが爲め。明治四年三月。九段坂上三番藥園を大學南校の所管とす。四月物品を局中に陳列し。南校生徒に觀覽せしむ。五月物產會を招魂社內に開設し。衆庶の觀覽を許す。七年物產會に陳列せし物品を吹上苑に於く御覽に備ふ。九月文部省內に博物局を置き。田中芳男を以て博物掛とす。尋て大成殿を以て博物局觀覽場となし。物產局の物品悉く博物局に轉移す。向に大學南校の所管となせし九段坂上の藥園を。東京府に還付し。更に小石川の藥園を以て。博物局の所管となす。十月局費の金額を定め。博物局は一月五十圓。藥園は六十圓とす。五年正月。博覽會事務局を太政官中に置き。明年墺國博覽會に出すへき物品を集めんとす。是に於て諸府縣より徵致せる物品陳列の場を設置せん爲めに。千圓を以て其の費に充つ。二月藥園栽培の費金を定め。一月十五圓とす。三月博覽會を開き。衆庶の觀覽を許す。三月。天皇陛下博物館に臨幸せらる。尋て天文局址を博物館に屬す。五月元大學講堂を以て書籍館とす。七月博覽會事務局を日比谷に移す。八月更に幸橋內元鹿兒島藩邸に移す。六年三月博物局及藥園の定費金額を更定し。合計百七十圓とす。後ち博物館。書籍館。博物局及小石川藥園。盡く博覽會事務局と合併す。四月博覽會を開き。衆庶の觀覽を許す。爾來每月一六の日を以て觀覽の期日と定む(以上文部省

第一年報)。八年三月三十日。博覽會事務局を博物館と稱し。內務省に屬す。五月三十日博物館を第六局と改稱す。九年一月四日。第六局を改め。博物館と爲す。二月二十四日。內務省所轄のみ博物館と單稱す。他は地名等を冠せしむ。四月十六日博物局と改稱し。物品陳列塲は仍ほ館と稱す。十四年四月七日。農商務省に屬す。十九年三月二十四日宮內省に屬す。二十一年一月十八日官制を定む。十月二十九日學藝委員を命す。二十二年五月十六日【帝國博物館】を置き。官制を定む。同日評議員。學藝員を設く。二十二年七月二十七日。官制中に追加す。同日理事及評議員。學藝員の定員を改む。三十三年六月。帝國博物館。帝國京都博物館。帝國奈良博物館を帝室博物館と改稱し。各地名を冠せしめ。官制を改定せり。蓋し物品を集めて知識を開發せんとするの會は。寶暦七年丁丑九月田村元雄始て物產會を湯島に開きしあり。これ等は素より臨時の會なれど。以來博物學に關するこの種の會の本草家醫家等の手に開かれしものなり。これは展覽會の一種にて博物館とは異なれど。この館の嚆矢ならずとせず。

バクラウ 博勞は。馬の善惡を相し。馬の病を醫するものゝ稱なり。和訓栞云。ばくらう。伯樂の轉訛也といへり。伯樂は古への馬の相人なりしをもて。馬醫に呼なす也。されと姓氏錄に馬工連といふ姓あり。廐馬の事を能せし故の稱也。その家業に似たるをもて。後世馬工連の音を呼て。轉訛せるなるへしといへり。案るにバクラウは。伯樂の轉呼なるべし。古はもつはら馬の病はばくらうの醫する所なりしが。今は獸醫といふものありて。馬のみに限らず。諸獸の病を療するを業とす。尙醫術の條獸醫の下を見るべし。近世には牛馬仲買人をバクラウといひ。俗に或は馬喰の字を用ふ。

ハクラムクワイ 博覽會。佛語を博覽會と譯せしは。幕末佛國大博覽會へ出品を促されしとき栗本安藝守(鋤雲)の選定せしところなり。即ち多くの物品製作物。及諸國の物產。其他汎く動物植物等を蒐集し。以て衆庶の觀覽に供し工藝を勸奬するなり。政府は既に明治十年を以て。內國勸業博覽會を上野公園內に創設し。其の出品を普く全國に徵集し。以て衆庶の縱覽に供し。其一部は購買を許せり。是即ち內國勸業博覽會の第一回なり。爾後其第二回を十四年に。其第三回を二十三年に。第四回は明治二十八年に。第五回は明治三十六年大阪に開かるべしとなり。抑ゝ博覽會の擧たる。要は學業を始め。農工商及牧畜の事業を振起し。其他百般の技藝意匠を增進せしむるにあり。而して第三回の如きは。前二回に比すれば百事大に開進せり。又是より先政府は。英米佛等の萬國大博覽會に。邦人に出品を誘導さるゝを以て。出品者亦進むで。此等の會に列せり。今博覽會に係る事がらを叙すること左の如し。德川禁令考に。慶應二丙寅年四月五日。外國展觀塲へ。御國產出品之儀觸書(是れ後來外國博覽會へ。皇國產出品の初度とす。是より次て後年此擧ありと云ふ)。三奉行へ。來卯年三月。佛蘭西國都府に於て。宇內各州出產の物品を聚め。展觀塲相開候に付。御國產物をも御差送候筈に候間。萬石以上以下領分知行出產之物品。同所へ差送度望之者は。其筋へ可申立候。且百姓町人に而も同樣。差出度もの者。御差許可相成候間。是又其筋々へ可申立候。右之通可被相觸候。また武江年表に明治辛未五月同十四日より二十日迄。九段坂上御藥園の跡に南校物產局より。西洋其外の物產を餝り。諸人に看せらる。終日群集する事夥し」といへり。是等もと尋常の縱覽塲にして。尤も幼稚に似たれとも。今所見に係るを以て姑く併收す。」明治三年六月十三日。英國龍動府に於て。每年五ヶ月間博覽會開塲に付。御國人の出品するを許す。」同四年四月三日。合衆國サンフランシスコ港の展覽會に。御國人出品するを許す。」同五年一月十四日。來る六年墺國維納府の博覽會に。御國人の出品するを許す。」同年二月十日。全國諸鑛山一定の規則取調。及び維納博覽會に出品の爲め入用に付。各地方の一切鑛物一品七貫つゝ差出さしむ。」同年三月十四日。文部省博物館に內外國產を蒐め。博覽會を開き且其規則を設く。」同年四月九日。華族舊來所持の物品中。御國寶にも可成分は。追て博覽塲へ備へらるへくに付。銘書取調差出さしむ。」同年八月二十九日。英國龍動府每歲興行博覽會出品の分準備致し置。彼地へ差廻し方取計はしむ。」同年十一月十三日。來る六年魯國に於て博覽會あるに付。物品差出方取計はしむ。」同六年十一月四日。英國龍動府每歲博覽會へ出品手續等。博覽會事務局より指揮に及ふへし。」同七年三月十四日。從前御卽位。大甞會等の節着御の御衣冠類。及び皇后宮御衣服等。博覽會へ出品相成に付。右御品博覽會事務局へ差廻さしむ。」同年六月二十日。來る九年合衆國ヒラデルヒヤ府の博覽會に。御國人の出品するを許す。」同八年三月二十日。本年八月英國屬地オーストラリヤ洲メルボルン府の博覽會に。御國人の出品するを許す。」同八年三月三十日。博覽會事務局を博物館と改稱し內務省に屬す。」同年四月二十七日。各地管下に博覽塲を開く爲め。品物拜借願等。博物館に屬する事は內務省に申出しむ。」同年五月七日。米國博覽會に係る事務は。其の事務局に出し。博物館に出す事務と混せさらしむ。」同年五月八日オーストラリヤ洲メルボルン府博覽會へ出品概則を定

む。」同九年一月二十二日。八年乙第五十四號達の府縣博覽場物品拜借人心得方條例を定む。」同年七月十八日。來る十年東京上野公園に於て。內國勸業博覽會を開き。內務省に管轄せしむ。」同年七月二十八日。內務省中に內國博覽會事務局を置き。右に係る願伺屆等は同局へ出さしむ。」同年七月三十一日。內國博覽會の事務協議の爲め。八月二十八日を期して。府縣より主任官各一人つゝ出京せしむ。」同年八月四日。府縣に內國博覽會事務擔當官を置き。出品のことに勵精從事せしむ。」同年八月九日。內國勸業博覽會諸規則を定む。」同年八月十七日。來る十一年佛國巴里府の萬國大博覽會に。御國人の出品するを許す。」同年九月一日。內國博覽會出品人に資本金を貸與。或は運送費等補助するを許す。」同年九月十三日。各廳製作物品及外國購入の器械等。勸業上切要の分は。內國勸業博覽會に出さしむ。同日。來る十一年佛國大博覽會開設に付。內國博覽會閉場の後。其出品の內彼會に移すへき物は。一層精巧を盡さしむ。」同年九月二十二日。內國博覽會諸規則中。開場の期其他改正增加す。」同年九月二十八日。墺國博覽會に渡航の者のみ。佛國郵便船に減價にて乘込み來る處。今般右に關せざる官員等も都て同樣の約定整ひたるに付。更に手續を示す。」同年十一月十三日。內國博覽會出品人に貸與の資本金返納方法を定む。」同年十一月十三日。內國博覽會出品目錄。及び賣物店賣物目錄書式を定む。」同十年一月三十一日。內國博覽會場通券。及び出品目錄の賣上代價は。一切自費出品人に給與す。」同年三月二十二日。內務省中に佛國博覽會事務局を置く。」同年四月六日。上野公園內に佛國博覽會事務局を置き其事務を理す。」同年五月二十一日。博物館へ獻品及び順序を定む。」同年六月二十九日。米國博覽會事務局を廢し。其の事務を內國勸業博覽會事務局に合す。」同年七月五日。來る十一年佛國巴里府萬國大博覽會出品概則及び諸規則を定む。」同年七月十四日。來る十一年佛國巴里府萬國大博覽會區分目錄を示す。」同年八月十三日。博覽會關係の官員は。船賃割引を以て。乘船の儀。英瀛船ピーオー會社と約定整ひたるに付。乘込手續を示す。」同年八月十四日。府縣長官及書記官に御用間內國博覽會を來觀するを許す。」同年八月十五日。本月二十一日內國勸業博覽會開場式を行ふ。」同八月二十一日。內國勸業博覽會に於て授與する賞牌雛形を示す。」同年八月二十八日。後來鴻益の見込ある者は。九月三十日まで內國博覽會に出品するを特許す。」同年九月二十二日。內國博覽會規則第二十五條會場日々開閉の時限を改む。同日。內國博覽會出品審查官職制。及審查條例を改む。」同年十月六日。本年乙第八十五號達。內國勸業博覽會出品審查條例へ增補す。」同年十一月十九日。本年甲第十八號布達。內國勸業博覽會にて授與する賞牌等級を廢し。龍紋。鳳紋。花紋等の賞牌を授與すへし。」同年十一月二十七日。來る三十日內國勸業博覽會閉場式を行ふ。」同年十二月二十八日。內國勸業博覽會の儀。明治十年を以て第一會とし。爾後五ヶ年目每に開設し。場所及日限等は三ヶ年前に布告すべし。又內務省明治十年布達に。內國勸業博覽會出品總目錄並會場通行札賣上代價之金額。自費出品人へ給與之儀は。左之方法を以施行候條。右金額出品人へ可割渡。此旨相達候事。明治十一年一月十五日。內務卿大久保利通。出品總目錄並通行札賣上代價。自費出品人へ配與方法。」出品人申立之原價。」外箱代並荷造費。」運賃並物品取次所手數料。右之金額を合算し。之に應して。出品總目錄並會場通行札賣上代價之惣額を割與すべし。」東京府下之出品は。前條之合算法を用ひす。之に代るに。本人申立之賣價を以て。原價並雜費を合算したるものと見做すべし。」また同年二月二十六日。博覽會掛事務章程。本掛は府縣博覽會事務に協する事狀等。並に外國博覽會に關係の事務を管掌處辨する爲に設くる所にして勸農。勸商。博物三局長の指揮を受け。掛中の事務を大別して上下二款となす。其上款は卿の議判決定に據りて施行するものとす。其下款は三局長限り專決施行するを得。但別に事務局を設置する分は此限にあらず。」【上款】。內外の別なく。總て博覽會の擧ある每に。其事務を裁定統理し。諸規則等を調製すること。」府縣博覽會ある時は、時宜に依り。該場に派出し。其景況を報告すること。」本掛管掌の事務に於て。藩府縣へ指令布達し。院省使へ協議照會すること。【下款】外國博覽會に關係し別に事務局を設けさる分は。各局等よりの出品を領受して之を送付する等。彼我の中間に在て一切の事務を調理すること。」府縣博覽會に付該府縣より本省各局へ出品を購求し。各局より出品するときは箱詰の上之を領受し送付すること。」出品送付等の費用を。其出品の局へ通知し。之を領受して夫々へ拂渡すこと。」內外博覽會へ各局よりの出品類に付。本掛の意見を各局へ照會すること。」成規ある事件を處分すること。」定額雇給を以て。寫字生を雇入。雇止めを爲すこと。」掛中の簿書を類纂整頓し。且報告書を製すること。」每年末に至り。其一週年施行の事務を類別編製すること」とあり。二十三年の第三博覽會は東京に開かれしが。二十八年は京都に開かれ。折柄日清戰後にて盛況をきはむ。扨三十六年に開かるべき博覽會の位置につきては。大阪と東京と相爭ひ一時議會の問題となりしが。遂に大阪に決定したり。其外外國博覽會には米國シカゴ市コロンブス博覽會(明治二十六年)。佛國博覽會

(明治三十三年)等最大なるものとし。我國よりの出品も尠なからざりし。

【共進會】横濱に於て明治十二年八月茶。同十月生絲。繭の共進會ありしを始とす。

【勸工場】は。博覽會の小なるものにて。明治十年博覽會にて。東京商人の出品賣殘りしものを。東京府廳にて管轄し。龍の口舊評定所の跡屋敷にてこれを賣らしむ。これ勸工場の始めなり。この工場。今は芝山内に新築して。其規模を盛大にせり。其外神田神保町の洽集館。下谷廣小路の杉山勸工場。銀座一丁目の勸工場。牛込寺町の得信館。本郷弓町の萬有館。小傳馬町の保有館。神田裏神保町共進館。飯田町一丁目の九段勸工場等なり(明治二十二年調)。右場内は日用の諸品。衣類。小間物。翫具の類。何品にてもなきはなし。其物品は即時に購求するを得る故。新たに世帯を持つものなどは。一回にして家具を便し得べく。最調法なることゝいふべし。

ハグロ 齒黑。(カネを見よ)

バクワム ハウゲキ 馬關砲擊。(クワイカツを見よ)

ハコ 箱は。和訓栞に。筥箱の類をいふ。蓋箙の義也。ふた反は也。古事記に。械をよみ。日本紀に斗を訓せり。義同じ。工藝志料云。木を以て器財を造ることは太古よりあり。其の製作する所の者は。削て作る者。刳て造る者。編結して造る者なり。削て造る者は弓。矢。楯。梓。刀室の類なり。刳て造る者は臼。杵。槽の類なり。編結して造る者は置座(結び机なり)の類なり。崇峻天皇元年。百濟の寺造工太貢末太。文賈古子。瓦造工麻奈父奴。楊貴文等來て。佛寺を建築するに。釘を用ひる。爾來工人の木器財を造るも。亦多く釘を用ひる。但本邦に於て釘を用ひること。此に始まるに非らず。之を用ひること遠く前世に在り(按するに本邦に於て始めて釘を用ひしことは。應神天皇の御宇より起る歟。天皇の二十二年に高臺を起つることあり。又三十三年に新羅王某船を造る工人を獻ずることあり。是等の工人必釘を用ひしなるべければなり)。大寶元年。文武天皇詔して令を制し。筥陶司の職制を定め。木器を作ることも。亦此の司に於て掌らしむ。其の工人を稱して。筥戸の工人といふ(當時造る所の木器に轆轤製の者あり。釘を用ひて製する者あり。本邦に於て轆轤を用ひること。其の始詳ならず。按するに。雄略天皇七年。陶器を作るの工人。鞍を作るの工人を韓國より召すことあり。恐らくは此の工人等の傳ふる所の者ならん)。寶龜元年。是より先。稱德天皇願を發して。三重の小塔一百萬基を造らしむ。高さ各四寸五分。基の徑三寸五分なり。而して露盤の下に各根本。慈心。相輪。六度の陀羅尼を置く。是に至て功畢る。陀羅尼は文字を木版に彫て以て摺寫す。塔は轆轤を以て製造す。是より後。轆轤を以て諸器物を作ること漸く盛大に至る。延曆十三年。桓武天皇都を山城の平安城に奠む。是より後。天下の形勢一變し。人器財の厚く重きを好まず。薄く輕きを好む。因て檜の薄片を以て造る所の者を用ひる。是を檜物といふ。之を造る工人を檜物師といふ。是より先檜物を造るとあり(本邦に於て檜物の製作の起りしことは。必上古にあるべし。而して其の何の時に始るを知らず)。而して其の製作に至ては當時に及はず。是より後 檜物を造ること歲月におほし。削りて造り。刳て造り。編結して造り。釘を用ひて造り。轆轤を用ひて造り。及檜の薄片を撓め。或は曲げて造る等の諸器物其の形狀時に小異ありと雖ども。其の巧に至ては工人各相傳ふ。今に至て仍然り」とあり。因て其有樣を知るべし。貞丈雜記に。【大すみあか。小すみあか】と云箱あり。かど〳〵を。雲がたの如く少高くして。それを朱うるしにてぬり。其外の所は黑くぬり。蒔繪をもする也。赤き所は羅をきせて。上へ布目のみゆる樣に。朱うるしにてぬる也。冠なども上へ布目を見せてぬる。其如くにぬる也。寸法は婚入道具之記にあり。形は手箱のごとくにて。せい高からす。小すみあかには名香など入る。大すみあかにも相應の物入る。何を入る物といふ定もなし。何にても心次第に入る也。手箱などに同し。入物定なし。大小ともに同前也。大すみあかには入れ子六つ。又は八つ有。けはひ道具をも入る也。大すみ赤小すみ赤同し體也。此箱古は常に色々の物入たる箱也。今は婚禮の時のかざり物にのみする也。【覽箱】と云物は宣旨を入る文箱也。源平盛衰記卷三十三(賴朝征夷將軍宣符。康定關東下向之條)云。累葛箱に奉レ入處の宣旨袋を請取奉らんと。左右の手をさゝぐる(中畧)。覽箱の蓋に砂金十兩入て遣す云々。按るに。覽箱累葛を以て作りたる箱なるへし。右の本文に累の字艸冠なきは傳寫の誤歟。

【造紙箱】、或草子箱)料紙箱の事。古は料紙箱の事を草子箱など云し物也。後には料紙箱といふ也。明月記云。寬喜二年正月十五日(中畧)。手箱二合置レ之云々。御草子箱入白物具蒔繪御硯箱置レ之云々。めのとのさうしに云。その御座にたなをおかれ候。二重めのわきに硯を置れ候。御たなのきわに御手ばこよりかゝり。御さうしの箱掭。その次にかいおけ御ことびは云々。永享九年十月二十一日。室町殿行幸記云。當御所。御具足。注文御さうし箱。まきゑ中に色々入云々。【打亂箱】の事貞衡云。打亂箱は手箱のかけご也。それを別に作りて打亂箱と云也云々。うちみだれと云はわろし。うちみだりと云へし。源氏物語繪合の卷に。うちみだりのはことあり。花鳥餘情に云(一條兼良公作也)。うちみだりの箱のふたの上にては。髮をけづる時

打みだし侍れば。筥の名とせる也云々。和名抄云。巾箱者。盛二手巾一之器。俗曰二打亂匣一云々。上古は手のごひをも入たる物也。唐木蒔絵等様々あり。」また頭書に雅亮装束抄に云。うちみだりのはこをおく。ふたおほひながらおくべしとあり。昔はふたも有しなるべし。今はふたなし。四季草に。手箱は。手もとに置く何にても入るべき箱なり。入るゝ物は定りなし。すみ赤といふは。筥のすみ〴〵を雲形に少高くほり上けて。其所に羅をきせて。其上を赤く塗り。雲形より内は黒くも蒔絵にもするなり。是も手箱も。昔は常に何方にもありふれて。珍らしからぬたゞの箱なり。すみ赤は大小もあり(大すみあり。小すみあり)。是もたゞ心まかせに。何にても入べき筥なり。今は世にすたれてはやらぬものゆゑ。見なれぬ人は何ぞ入るゝ物の定りてあるべきかとうたがふ人あり。見なれぬ故の不審なり。入るゝ物は定れる事なし(ある人の説に。大すみ赤に入るゝ物は秘傳ありといふ。其の秘傳は女の湯具。紅と白と二色を入れて。御厨子棚に置事古法なり云云。如此の正しからぬ秘傳近年はやり物なり。是非といふも詞のつひえなり)と見え。また貞丈雑記に。手箱はすみあかの形のごとし。せい高しかけごあり。角々を丸みを付て。ふたの上もかうもり高也。梨子地蒔絵などする也。寸法等は婚入道具記にあり。古常に手まわりの物を。何にても入て置たる箱也。入物定なし。此物も今はすたれて常に用る人なく。婚禮の時のかざり物にのみする也。手箱を革にて作りしこともあり。明月記云。天福二年八月十九日。御識法衛府四人。修理大夫兵衛資雅。在レ引物一。皮子手箱入二檀紙一云々。頭書に大鏡巻七。太政大臣道長のおとゞ(中略)。それより内に獨入侍らんとか。證なき事にこそと仰らるれば。げにとて御手箱におかせ給へる刀巾て立給ひぬ。」又明月記云。寛喜二年正月十五日。後聞行幸被レ儲二設物一。以レ錦造二厨子一。以二紫染物一。造二手箱二合一置レ之」と見ゆ。箱は其用に因て種々の名あれば一々掲げず。

将軍家御用ノハ内ヲ錦ニテハルナリ 平人ノハ錦ハ用ザルナリ

ふた

かけご

み

ハゴイタ 羽子板は。年の始め女兒の羽子をつく板なり。古へはコキイタと云へり。貞丈雑記云。こぎのこ。こぎ板といふ物を。今江戸にては。はこのこはご板と云也。室町殿年中恒例記に(正月の條に)。御こぎのこ臺にすはる也。光雲寺進上之文(十二月の條に)。御こぎいた十二(箱に入閏月有之年は十三有之)。ちり取一つ。はうきの柄二つ。御大工進上之。棟梁も同前也。兩人ながら御太刀被下之云々。」骨董集に。下學集に。羽子板(正月用レ之)。かくのごとく兩がなをつけたり。下學集は文安元年の書なれば。羽子板は。今文化十年より。およそ三百七十年ばかり前はやくありし物也。(その前はいづれの比よりありし歟。つばらならず)。壒嚢抄(巻六第七條)。爆竹の條に。羽子板と名のみ載たり(こは前にいへるごとく文安三年の書也)。世諺問答(天文十三年の書)。上の巻に。問て云をさなきわらはの。こぎのこと

いひてつき侍るは。いかなる事ぞや。答これはをさなきものゝ。蚊にくはれぬまじなひ事なり。秋のはじめに。蜻蛉といふ蟲。出きては蚊をとりくふ物なり。こぎのこといふは。木蓮子などをとんぼうがしらにしてはねをつけたり。これは板にてつきあぐれば。おつる時とんぼうがへりのやうなり。さて蚊をおそろしめんために。こぎのことてつき侍るなり。林逸節用集(明應の書)。羽子板、胡鬼板胡鬼子」とあり。日次紀事(延寶四年の書)。正月の條に云。男兒擊毬杖玩弓矢。女子動羽子木板弄絲毬云々。又十二月市中の賣物をならべいへる處に。毬及毬杖。部里々々。羽古義板とあれば。胡鬼板に作るは借字にて。羽子木板の上略歟、羽子のこを胡鬼の子といふも。板の方にひかれたる名歟ともおもはるれど。下學集以下の古書に。羽子板。胡鬼板とあれば。後の日次紀事を證としては決がたく。なほ古書をたづぬべし。さて私可多咄(萬治二年印本四の卷に)。田舍人京のぼりして。公卿の持給ふ笏を見て。羽子板にやあらんといひし笑話(サルゲウコト)を載たり。これによりて。古制の羽子板は笏に似たらん。今のは笏にまがうべき形にあらずとおもひしに。三春羽子板と云を見るに。いかにも笏に似たれば。其古制のなごりなるをしれり。圖解にこれ奥州三春に。いにしへより傳へたる古制なるよし。制作質素にしておのづから古雅なり。裏には立波に鶴をいかにも粗糙にゑがきたり。木地に。胡粉をぬり。墨。丹。綠青等にていろどれり。また嬉遊笑覽に。一代男(三)。はご板の畫も夫婦子あるをうらやみ云々。諸國咄(貞享二年板)。この女袖より内裏羽子板をとり出して。獨はねをつきしに。それは煙突かと申せば男もゝたぬ身を。よめとは人の名を立給ふと。切戶抑あけて走りいる(殿さまかみさまの畫は。はご板のみにもあらず。洞房語園。便面記に。寺院より檀主へ贈る扇の事を云て。年玉に殿さまかみさま畫きたる。黑骨の女扇は。

三寸一分

曲尺五寸八分

二寸九分

あつさ一分五リン

やぼ扇とて。古めかしと有り)云々。この【よめつき】と云は。數をかぞふるをよむといへは。よみつきの轉じたる歟。又は今も一とごに。二たご。みわたし。四めごとかぞへいふ。是に依て孀づきか。俳諧懷子「かぞふる春の日なみもよしや伴ひて。はねつく胡鬼の子供のとも。重賴」。是つく數をかぞふる也。同集「つくはねの數よむこのもかのも哉。龍賢妻」。「數つくや鴫の羽音百羽がき。山田女」。又二人より四五人聚りて。羽子つくを追ばねと云ふ。此には男も雜る。享保中の前句付に「羽子板に男の髪はうなつかす」。胸算用江戶のをを云處。十二月十五日より。通町のはんじやう云々。正月のけしき京羽子板。玉ぶりぶり細工に金銀をちりはめ云々。京羽子板とは。内裏はご板なるべし。安齋隨筆に。日光山より出るこきのこといふ菓は。こきのこの形なるを。後水尾院の戲れ歌に「つくはれのそれにはあらぬこきのこの」とよませ給ひし。今も都にはこきのこと云にこそと云り。此木實比叡山杯にもあり。そこにてはたからまんと呼とぞ。江戶にて今はつくはねとのみ稱す。こゝの羽子何鳥の羽にても作るべけれど。昔は雉を用ひしにや。重賴が獨吟百韻「はなれがたのは雉子のめん鳥」。「折を得て胡鬼の子供がつくばかり」と見えたり。又按に。骨董集及び笑覽。三春羽子板をもて。古製のものとすれど。其畫の最古なるは。享保乙卯八重垣翁なる人の著す所の羽子板圖說に曰く。夫れ神國の風たる小兒玩好の微物と雖も。必ず祈禳の意を存す。古禮に。男子初生の春濱弓濱矢を進め。女子初生の春。羽子。羽子板を進む。蓋し濱弓。濱矢は彥火々出見尊皇子を海濱に誕し。山幸の吉兆あるを以てか。羽子板の說未だ之を聞かざる也。乙卯七月予が友三浦義綴の說末に。羽子板の古圖一紙を以て之を示す。且つ謂ふ。この圖齋部家の古傳なり。表に神像を圖するもの五。裏に山形を圖す。其狀龍蟠に似たり。義綴亦其の何等の故たるを知らず。近ごろ義綴其の說を新海文郁に聽くを得。文郁曰く。夫れ表圖の五神像。上方右は素盞嗚尊。上方左は奇稻田姬。中央は瓊々杵尊。下面右は翁手乳。下面左は。嫗足摩乳なり。裏圖。蛇形嶮山形勢嵯峨。瀑水涌出山腰を遮り。水珠五色を彩するものは。日向國高千穗峯の圖形なり。然ば即ち此器兒女の玩と雖も。而も忌部家の姬事。初春三元兒女之を弄ぶ。邪氣を祓ひ昆蟲の災を避くる所以の神教なりと。義綴信疑相半ばし。熟ら此圖を覽て曰く。これ蓋し天孫降臨の祝狀なるや明し。然して上面右は高皇產靈尊。左は天照大神。中央は天孫。下面右は猿田彥大神。下面左は天鈿女命か。傳記の若くんば則ち中央童形は決して天孫にあらずして。大已貴被瓊の像なるやを疑ふ。且裏圖山形も亦高千穗に非ずして蓋大蛇の表相を爲すものか。今

ハコイ

聞く兒女の羽子板の圖を數ふるに所謂殿樣(左傳は中古以來美稱。樣の字美稱の義無し。今俗に一家の主概ね殿と稱す。然らばこの殿樣は恐くは高皇産靈尊か)。賀美樣。最上樣(瓊々杵尊は天下最上の主)。惡武加夏隨多於乳之人。於乳之人(是れ猿田彦。鈿女命の二神皇孫の教を守りて。蒼生を尊ぶこと乳母の稚子を育するが如きに譬ふるなり)。又曰く揚羽子板の歌に曰く。「一二三四五六七八九十(ヒーフーミーヨーイツムーナ、ヤーコントー)と實に上古の遺風。蓋し十種の咒文なり。豈貴はざるべけんや云々。」八重垣翁此を得て之を讀む。義綴考ふる所當らざるなり。新海氏の謂ふ所眞傳と謂ふべし。夫れ女子の神惠を得て榮を保つ稻田姬に超ゆる無し。素盞嗚尊根國に到り。八戸坂八岐の大蛇を斬り。稻田姬を安んじて邦國を保つ。瓊々杵尊高千穗に降臨し。災を攘ふて天下を安んず。功德爲に比すべき無し。手摩乳。足摩乳みな乳を以て名と爲す。所謂乳人なり。殿樣は素盞嗚尊を指し。最上樣は稻田姬を指し。手摩。足摩の兩神隨て階下に在るを謂ふ。且つ義綴の考記の如く。中央を以て大已貴尊被墁の像となさば。則ち裏面の嶮山は乃ち大蛇の住む處。雲州八戸坂山なり。最上樣と稱する者。宜しく最勝の字に易ふべし。凡そ中古以來貴人を稱して樣といふもの。樣者。物相之に似たるの狀なり。君上に似たるの義なり。殿は同く貴人の居。八尋殿より始る。天神御陸の屋殿なり。今以て天孫降臨の圖狀と爲さば。則ち女子の禱祝に於て當る所無きなり。因て批文を作り。以て義綴に示し。且つこの圖を得たるの惠を謝す」と。按に圖說載する如く。羽子板の最古なるは。五神の像を畫けるものにて。殿樣かみさまを畫けるは。これ亦五神を表せるものなるべし。されと其の五神たること。世に傳はらざりしにや。天明頃の寫本(書名竝に著者詳かならず。唯花迺屋文庫。淺草文庫の兩印あるのみ。此の書。今內閣にあり)には。五神のことを言はずして更に殿樣かみさまの解說を記してあり。曰く。羽子板。一名。胡鬼板。此表裏の畫は。久しきことなり。むかしの圖見て申せば。うつさせて御かへし有べし。中頃は。官位の給をかきたると見えて。今子供の唱へにも。殿樣。かみ樣。さんしよ樣。ゑんからおちた。おちの人といふは。是殿樣といふは。關白殿下なり。かみ樣は。一之上左大臣なり。さんしよ樣は宰相樣なり。宰相は異國にては。攝政關白のやうなる高官なり。伊尹。周公なども其人なり。本朝にては。正官にてはなし。參議近衞の中將を宰相といふ。是兼官なり云々。ゑんからおちたおちの人は。昇殿をゆるさゝる五位。六位以下の地下官人也。衞士也。とものみやつこの類までいふ。近代の畫は。子孫繁昌のかたちを祝ひたるとおもはるゝなり。又裏の繪左義長は。每年正月十五日。二條南大宮の西。神泉苑にて大火を燒き。扇子などをつるし。赤頭をかぶり。鬼のやうなる形にて。鉦。太鼓。鐃鈸。鈸子にて。はやしたてゝ。年中の邪氣を拂ふ行事なり。つれつれ草にも出たり大晦日に行ふ追儺の節會の類なり。めでたく祝ひたる畫と見えたり。左義長は。今も昔はしらず。御當地にも。田舍には家少き故に。火の用心もかまはず。刈田の中にても。はやすなり。四方八方遠きにも近きにも見ゆる。こゝのかつけるかとおもへば。また又燒え上る。江戸繁昌の家こみの所にては。ならぬ事なり。めづらしき見物なり。異國には。煤杖を放つとてやくことあり。是はいつといふことなく。神を拂ふ行也。爰をもて。疫病なとのはやるときにすることあらん。按に。羽子板の裏の畫は。もと高千穗の山形か大蛇の表相かを畫きたるものなるが。後には大抵左義長を畫くを例とせり。民間にては。立波に鶴又は寶船など。おもひおもひに日出たき圖を撰みて畫きたるものゝ如し。近頃に至りては。專ら松竹などを粗末に畫くなり。」德川氏の例として。川ゐたる羽子板は。表は殿樣。かみ樣にして。裏には左義長を畫き。表の上に。葵紋三つを附け。總體金箔を押したるものな

古代の羽子板

ハコイ

りき。民間にては。寛政。文化の頃より。專押繪の羽子板を用ゐたり。其の繪は。大抵七福神。三番叟。寶船又は美人畫の浮世繪をきりて。貼りつけたるものなり。後に至り。胡粉地をなして。其の上に美人又は俳優の似顔など畫きしが。四五十年前より錦繪を貼りつくろことゝなりたり。然るに猶押繪の稱を用ゐ。錦繪を指して押繪といふ。大なる謬なり。押繪と錦繪とはもと別にして。押繪は彫刻畫又は肉筆畫を押しつけ貼るの意にて。錦繪は錦の小切れをあつめ貼りつけて。人物など。恰も畫けるが如く。寫し出だせるをいふ。古來京師の工人。よく錦繪を製す。」さて現今行はるゝ錦繪の羽子板は。寸法未定にして。中には頗る大形なるあり。しかして其の錦畫は。大抵俳優の似顔にして。衣裳の模樣等最も美麗なり。されどこれを使用するに。重くして不便なれば。多くはこれを室内に飾りおくのみ。普通の羽子板は。これ亦大抵俳優似顔の錦繪なれど。輕くして羽子のはづみ方甚だ宜し。

【羽子】は。鷄。雉子。鴨などの羽根に。椋の實をつけて。製するなり。【おひばね。やりはご。あけはご】は。羽子つく技の名稱にして。おひばねは。二三人或は五六人環立して。各羽子板を持ち。一の羽子をつきて。追ひおくるを。順次にうけてつくをいふ。うけ損じたるをもて負とす。やりはごは古の稱にて。追羽子と同じ技なり。あけはごは。一人にて羽子を高くつきあげ。一二三四五六七八九十と數ふる技をいふ。つき損ずれば。他人代りてこれをつき。多くつきたるものをもて勝とす。これ女兒遊戲中の最優美なる戲にして。室外適宜の運動をなし。自ら體育の一助となる。至妙といふべし。按に。羽子。羽子板。古くは胡鬼子。胡鬼板といふ。胡鬼はゑびすなり。胡鬼板は。ゑびすを追ひ拂ふ板の意にて。其の表面に。五神の像を畫くものは。この五神。我國を守護し給ふをもて。よく胡鬼を打ち放ち。追ひ拂ふの意なるべし。即ち女兒遊戲の中に於きて。尊王攘夷の素志を養成せんとせしものなり。古人玩具の微物を製するにも。深く考ふる所ある此の如し。殿樣かみさまを畫けるも。亦此の意に外ならず。後に七福神。三番叟を畫くは。少しく其の意を失ふと雖も。祝意を表するの眞情敢て尤むるに足らざるなり。俳優の似顔を畫くに至ては。古人深意のある所を失ふのみならず。風俗の卑猥に流れたるを表するものゝ如し」とあり。

ハコセコ 箱狹子。(ハナガミブクロを見よ)

ハコダテ ノ タタカヒ 函館之戰。慶應四年將軍德川慶喜大政を奉還して大阪の營を去り。江戶に還る。幕府の諸士之を喜ばず。將軍を擁して德川氏を恢復せんとす。慶喜之を諭す。有志之に從はざるもの相結んで官軍に抗す。幕府の海軍副總裁榎本釜次郎(武揚)。德川氏恢復の事を朝廷に訴ふる所あり。聽かれず。乃ち諸藩の有志。同盟二千人を率ひ。一片の書を遺して。八月十九日の子夜。開陽。回天。蟠龍。神速。千代田形(以上軍艦)。長鯨(運送船)。咸臨。三保(帆前)の三隻品川灣を發し北に走る。荒井郁之助。松平太郎等此の艦隊に在り。鹿島灘に難風に遭ひ。諸船散じて三保は銚子に破壞し。咸臨は淸水に官軍の爲に奪還され。他の諸船は前後して松島に入る。時に陸上の戰は。奥羽の佐幕諸藩利あらずして降る者多し。大鳥圭介。土方歲三。古屋佐久左衞門。人見勝太郎及び仙臺の憤士等釜次郎等と合して事を共にせんとするに遭ひ。總て三千餘人。開陽。回天。蟠龍。神速。長鯨と。曩に幕府より。仙臺に貸與せし瀛船大江。帆船鳳凰とに分乘し。十月九日東名濱を發し。途に仙臺に貸したる帆前千秋を得。又佛國の亡命者。砲兵中比丹ブリュ子ー。元砲兵差圖下役フチルタン。步兵差圖下役マラン及ブーピエ。佛帝乘馬方カズノーフ等五人の同盟を得。進で北海道鷲木に入り。函館府知事淸水谷侍從に就て德川氏恢復の事を請はんとす。二十二日府兵之を迎へて夜襲す。東兵辯解の遑あらず。應戰して之を卻く。二十四日圭介等進で龜田の五稜郭に官軍を擊つ。侍從函館に退き。尋て內地に遁る。二十六日東兵五稜郭を拔き。又函館を占領し日章旗を揭げ。二十八日秋田侯の瀛船高雄號を虜にす。尋て江差。松前を陷れ。十一月二十日に至て蝦夷地平定せり。乃ち投票を以て釜次郎を總裁に。太郎を副總裁に。郁之助を海軍奉行。圭介を陸軍奉行。歲三を陸軍奉行竝。永井玄蕃を函館奉行。勝太郎を松前奉行。松岡四郎次郎。小松雅之助を江差奉行。澤太郎左衞門を開拓奉行。甲賀源吾。松岡盤吉を海軍頭竝其他職員を定む。英。米。佛の三領事に托し。書を朝廷に獻じて。蝦夷地を開拓し恭順を表せんと請ふ。許されず。三月官軍品川を發し。北に向ふと聞き。官艦甲鐵春日の南部宮古灣に來るを待ち。之を奪はんと議す。偶ゝ佛の亡命者海軍差圖役見習ニコール。同コラシュ。海軍砲兵下役クラトウ。コラシュ。陸軍差圖役下役トリプ之に加る。三月二十一日。回天に郁之助。源吾。ニコール。蟠龍にクラトウ。高尾にコラシュを乘せて發す。他艦速力足らず。回天獨り米國旗を穪へして。早朝宮古に入れば。甲鐵果して在り。乃ち遽に日章旗に換へ。直に進で之を衝く。操舵便ならずして敵艦と竝行せず。舳を以て官艦の腹に當てたり。衆豫め謀る所の如く一時に相竝んで敵艦に跳入らんとするに。路狹くして意の如くならず。相踵て跳入る者。順次敵丸に仆る。源吾彈に當て死す。圭介事の成り難きを見て艦を返し

て逃る。高尾後れて至り。共に函館を去る。是より先き去年十一月中旬。英艦。佛艦。横濱より函館に入り。艦將等。榎本永井二人に面し。告て曰く。兩國の公使は蝦夷の政府を實權政府として。獨立國たるとを承認すと。明治二年四月十四日。萩。津輕。松前の兵來り襲ふ。十七日薩摩。福山の兵之に加り。大擧して松前を襲ふ。函兵敗れてカズノフ等死す。二十四日官軍の海軍も亦函館を襲ふ。五月十三日の激戰あり。官艦朝陽沈められ。賊艦回天坐礁して自ら燒く。十四日官軍五稜郭を襲ひ。銃丸雨の如く下る。賊の本營は五稜郭にあるなり。時に官軍の使來て降を勸む。釜次郎等議して答へて曰く。衆戰死を期す。但首將一兩人罪に伏し。蝦夷地の內若干を殘兵に賜らば。謹んで朝裁に就かんと。又釜次郎が譯する所の海軍規律の書を贈り。兵火に滅ふるを惜みて官軍に獻ずるの意を告ぐ。後蝦夷地を分與すること能はずとの返書あり。又使人の來て再たび降を勸むるあり。而して五稜郭は函館と交通を防げられ。郭中に籠城するのみ。已にして勢蹙り。函館辨天崎の永井松岡等。已に降るの聞えあり。十八日榎本。松平。荒井。大鳥等降りて天裁を受け。自餘の者の寬典を請ふに决し。五稜郭を引拂ふて。官軍の參謀增田虎之助。黑田了介(淸隆)に面し降を乞ふ。永井。松岡等と同じく。函館より官艦に搭せられ。靑森より陸路東京に護送せらる。後皆寬典に處せられ罪を免さる。

ハサミキリガタ　剪刀切形は。剪刀を以て。花鳥紋形等を紙に切摸したる剪刀細工をいふ。嬉遊笑覽に。はさみ切形。俳諧名物鑑。寶曆中より江戶の名物を集む。明和七年梓行。芝鋏切形「きり形に咲せて見ばや菊の花」と出たり。其人芝に在しなるべし。これ今もある紙をたゝみて。剪刀にて種々の紋を截る者なり。寶曆十三年の板。諸藝遊戲雙六には。紋彫とあり。近時ははさみにて。紙のはしよりきり初め。人物は眉も目もはさみを止めず。紙を廻はしながらきり畢て。はなれたる紙を合すれば。全紙の如し。又錦畵を白紙にかされ。毛筋の如く細やかにほりぬくもあり。はさみにて截るたくみに及ばず」と見ゆ。是れ遊戲の一なり。

ハサミバコ　挾箱は。德川氏の初め起りしものなり。和訓栞に。挾箱とかけり。もと二板をもて衣袴を覆ひ。竹にて挾みて擔はしむ。是を挾竹といひしを。後に箱にしたるより名とす。慶長中より起ると云へり。挾竹をもて打合たりし事。甲陽軍鑑に見えたり」とあり。四季草に。挾箱の事。古は無き物なり。古代は衣服を上ざし袋に入て。供の者に持せしなり。古畫に此體見えたり。上ざし袋と云は。衣服を入る袋を。大にも小にも好みにまかせ縫ひて。口につがりをして。括り緒を通して括るなり。其袋の破れぬ爲に。絲を少ふとくよりて。表裏を一つにさすなり。たてよこに碁盤の目の如くさす。是を上刺と云なり。袋の色も上刺も寸尺も法式もなし。昔は常に世上に多くありふれて珍しからぬ物なり(是も今世江戶にはすたれたるゆゑ。何者か上ざし袋の法式を作り。陰陽をかたどりて。女ざし。男ざしといふさし樣あり。たちぬひ寸法有などゝ云。是近年こしらへ出したる妄說なり。今も田舍には。上ざし袋を用る事あり)。いつの頃よりか。上ざし袋を持たする事すたれて。慶長のころより挿竹とて。竹を割りかけて。衣服を挿みて持せしが。それもやみて衣服を入る箱を作り出して。かの挿竹に代へたれば。挿箱と名付しとぞ。されば挿箱は近世出來たる物なり。然るに挿箱の緖の結びやうに。古法の秘傳ありなどゝいふ者あり。如此の妄說近年殊の外はやり出して。これを信仰する人も又おびたゞし。智慧なき人も。世に多くあればあるものなり。いたましき事なり(簑箱も。はさみ箱出來し時より始しなるべし)。」右のおもむき經濟錄。貞丈雜記。鈴錄等の書に見ゆ。嬉遊笑覽に。今の如く一雙のさき箱なといふとはなけれ共。かゝる器物は古畫に多く見えたり。此類すへて行李の皮籠なるへし。上ざし袋も專ら用たる頃の繪ともに。挾箱めく器擔ひたるかたいと多し。挾箱は古畫に。かせ杖に雨皮かけて擔たる仕丁多し。又文杖とて竹を挾む物あり。是等に習ひたるもの歟。この物なほ後後も旅中の飛脚などは用ひたり。萬治元年の東海道名所記。延寶七年宮雀(五)の繪などに見えたるこれなり。鷹筑波集(一)「一荷にもつやこの田子の浦。駿河路をとをる辨當はさみ箱(孝庸)。」などあり。

德川幕府のころ。挾箱は大小名行列の具となりて。挾箱二つ簑箱一つを行列中に入るゝとなり。殊に行列の前へ二つ持せるを前箱といひて。家格よき諸侯ならでは爲すこと能はず。則ち三家。加州。越前。薩州。仙臺。因州。津山。對州。會津。高松。西條。高須。喜連川。松平播磨。川越。阿州など。金紋前箱を持たする家なり。」靑標紙に云く。家格に依て品有。公方樣には栗色網代にして。御先え四つ爲御持。公家方竝女挾箱には紐を附る。諸侯方には。金紋先箱內長革掛。或は二重革內金紋朱紋黃紋等品有之。因に云古へは上刺袋とて。綾織物緞子などにて口を紐にてしめる樣に。袋を拵へ。着替を入れて。持せたるものなるが。文祿。慶長の頃より。挾竹とて。竹を割て着替を挾み持せたるものなり。今の挾箱は浮田直家拵へ始しと云。一說に對の箱は秀吉公時代布施久內といふ者始と云」又云く。【女子猩々緋紋附】長刀挾箱油單相用候事。寬政二戌年六月問合。萬石以下は要。女子猩々緋紋附。長刀挾箱油單相用候

而不苦哉。附萬石以上以下共。妻女子猩々緋紋附長刀挾箱油單相川候儀難相成と申儀御定等無之候」とあり。尙ギヨウレツの條參看。扱上さし袋には故實ある事にて。貞丈雜記云。【上ざし袋】は衣服を入る袋也。絹布抔にて縫也。大さは定法もなし。衣服の入る程にして入る也。大にたゝみたると小くたゝみたると。數多く入ると。少く入るとによりて。袋の大小あるべし。袋の口には組絲にてつがりをする也（つがりとはかゞりの事）。其つがりに少ふとき組緒を通して。括り緒にする也。女房方故實に云。うはざし袋の事。男のうはざしはつがりの數三十三有へし。女房衆のは二十二か三十あるへく候云々。これは大法を云なるへし。袋の大小によるべし。男のは數半にすべし。女のは數重にすへし。扱袋の惣地には上ざしをする也。上ざしとは。はりがねのふとさのより絲にて。竪横十文字に。碁盤の目の如く。針目二分計程宛にうら表共にさす也。如此上ざしする事は。物を多く入るに袋の裂ぬ爲也。袋は絹布にても織物にても縫也。色も不定裏を付る。是も色不定。但表の色と同色なるか宜しき也。書札雜々聞書に云。上ざし袋へ圓座を入て御持候事。是は御小袖をもすせまじと云故實也。女房衆は無之事也云々。袋の中に圓座を入其上に小袖を入れば持ありくに小袖もめぬ也。三議一統に云。上ざしのつゝみ持事（上ざし袋の事）。三ヶ條小袖入たる包みの事也。その外扇。疊紙。上下。小袖。あはせは申に不及候。侍ほとの者の持は。緒の結びぎはの括りを。右に提て持也。小法師中間はつゝみのくびをひつさげて。左に持べし。雜色力者は緒を右にて取り。左にて裏をかゝへ持べし。或は遠き所は打かつぐ也云々。惣て上さし袋は。小袖のみに限らず。何にても入る也。女房衆は小袖は勿論也。顏のけはひ道具。其外手箱に入て。うはざし袋に入て。供に持たする也。又袋の緒の結樣長くはもろわな。緒短くはかたわなに結べし。定りなし。又古は公方樣御成の時も。上ざし袋を持せられし也。永祿十一年戊辰五月十七日。將軍義榮公。朝倉左衞門督義景が宅へ御成之記に。御うはさしの御袋被持也」と見えたり。いにしへは今時はさみ箱持するやうに。他行には必供の者に上さし袋を持たせし也。又夜具を入るゝうはさし袋をは。とのゐ物の袋と云（とのゐとはとまり番をする事也。とのゐ番の夜具を入る故とのゐの袋と云也）」と見ゆ。

ハサム　破産。（シムダイカギリの條に見ゆ。同條に漏したるものを左に揭ぐ）。靑標紙に曰ふ。借金分散申付方之事。金銀借方のもの。身體分散之節。貸方の內少々不得心の者有之由願出候は。分散請候樣申聞。若不得心の者候はゝ。得心の者計え分散割合爲相渡可申候。尤借方の者身上持次第。割合請取候者も。不請取者も一同に。追而相掛候樣可申渡事」とあり。明治二十三年及同三十一年。民法商法を制定するに當り。民事の所謂分散は之を身代限とし。商事のみ破產と稱したりしか。後民法。商法の改正と共に盡く之を破產と稱するに至れり。破產は仕拂の停止をなし。或は債務を履行する能はざるに至り。利害關係人の請求によりて。裁判所破產を宣告し。財產の隨意處分を禁し。破產管理人を指定し債權債務の全體を申出でしめて。之か債務の全體に對し其分に應して其財產を分配するをなりとす。

ハシ　橋梁は。もと往還に便するものにて。神代既に架橋のこと見えたれは。いと古しと知るへし。抑古來渡橋の事。今枚擧に遑あらず。依て本條は姑く所見に係る所の大橋及其構造法を錄し。併せて古來著名の石橋及山阪峻險の地に架する懸橋等の種類を揭くへし。

【橋の種類】和訓栞云。橋に石橋。土橋。板橋。圓木橋。高橋　浮橋。打橋。懸橋。反橋。舟橋。棚橋。吳橋。韓橋等の名あり。防州岩國に錦帶橋あり。錦山より流るゝ川にかゝるゆゑに名く。日本第一の風景其の結構比すへきなし。俗に【そろばんばし】といふ。よて俗に山は富士。瀧は那智。橋は錦帶といへり。野史に推古帝の時。歸化せし路子工。又巧掛二長橋一。令レ造二參河國八脛長橋。水內曲橋。木蘘橋。遠江國濵名橋。會津闇川橋。兜岩猿橋等一。其のほか一百八十橋と見えたり」とあり。

【橋の沿革】和事始に。伊弉諾尊。伊弉冉尊。天浮橋の上に立玉ふとあれば（神代卷）。橋の始久し。仁德天皇十四年冬十一月。猪甘津（播州百濟郡）に橋渡すと日本紀に見

えたり。是橋を設て人を渡されし始にや」と云へり。又工藝志料に。太古より降りて慶應三年に涉れる。橋梁沿革の概略を叙して云。橋は太古（神代をいふ）よりありたり。其橋は高橋。浮橋等なり。【高橋】は柱を建て。梁を上けて。板を架するなり。【浮橋】は板を水上に浮ぶるなり。又假に板を架する者あり。是を宇智波志と云。是太古の橋の大略也。」景行天皇の御宇。天皇の皇子日本武尊東國を鎭定せんとして。徃て常陸の相鹿に在り。船を編て橋と作す。本邦に於て【船橋】を爲くるを蓋此に始る。」神功皇后攝政元年。仲哀天皇の皇子麛坂王。忍熊王。父天皇の山陵を播磨の赤石に興さんと欲し。衆船を編て播磨より淡路に亘し。以つて淡路の石を運ぶ。」仁德天皇十四年。天皇橋を攝津の難波の猪甘津に架す。因て其の地を號して平婆志（ヲバシ）といふ。本邦に於て大橋を造ること此に始まる（時に天皇此に都す。故に此の擧あり）。是より後。諸國に於て大河に橋を架すること多し。其の製造は皆橋梁の上に板を置くなり。」推古天皇二十年。百濟國より歸化の者あり。其面身皆斑白なり。朝廷其の人に異なるを惡て。之を海島に棄てんと欲す。其の人曰く若臣の醜貌を惡まずして。之を留めて在らしめは。國の爲に利あらんと。因て之を棄てす。時人これを名づけて。芝耆摩呂といふ。芝耆摩呂乃須彌山の形及吳橋を大內の南庭に構ふ【吳橋】は上に高欄あり。本邦に於て支那樣の橋を造るを蓋此に始まる。」文武天皇四年。僧道登（道登或は道照ともいふ）物化す。道登天下を周遊し。路傍に井を穿ち。諸津濟の處に船を設け。橋を造る。山城の宇治橋は則道登の營造する所の中に於て最大なる者なり。」弘仁三年。嵯峨天皇詔して。攝津の難波の長柄に大橋を造らしむ。是を長柄橋といふ（長さ詳ならす）。本邦古來大橋を造る。然れども此の如きの長橋は未曾てこれあらさるなり。」天正十一年。豐臣秀吉攝津の大阪城を修し。且其の地に在る所の橋梁を繕修し。或は新に架する者あり。其の殊に大なる者は則天滿橋。長さ百十間。天神橋長さ百二十間。難波橋長さ百二十八間なり。是を大阪の三大橋と云。」同十八年秀吉海內統一の功を奏す。是の歲秀吉新たに京師三條の橋を架す。長さ六十一間三尺にして。柱は皆石を用ひる。柱の數六十三本なり。是本邦に於て。橋に石柱を用ひるの濫觴なり。既にして又五條の橋を架す。長さ七十六間亦石柱なり。而して後秀吉伏見に第宅を構へ。而して更に其の地の諸橋梁を架す。淀の大橋長さ百三十八間。伏見の豐後橋長さ百三間なり。これに三條橋。五條橋を加へて山城の四大橋といふ。時人又これに宇治橋を加へて五大橋といふ。當時宇治橋の長さ八十四間なり。」文祿三年。德川家康武藏の千住に長橋を架す。之を千住の大橋といふ。長さ六十六間なり。」慶長五年。德川家康大政を奏決す。是の歲家康武藏の六鄕橋を造る。長さ百十一間なり。既にして又東海道諸國に令して諸橋梁を修せしむ。其の殊に大なる者は參河の矢矧橋なり。其の長さ二百八間なり。越前の國主松平某其の福井に橋を造る（歲月詳ならす）。長さ百餘丈なり。而して其の柱は半は石を用ひ。半は木を以て造る。頗奇といふべし。是を九十九橋といふ。萬治元年。德川家綱江戶の淺草川に長橋を架す。數年にして成る。是を兩國橋といふ長さ九十六間なり。時人千住の大橋。六鄕橋。兩國橋を稱して。江戶の三大橋といふ。」元祿十一年。德川綱吉淺草川の下流海に入るの處に長橋を架す。是を永代橋といふ。長さ百十間餘なり。永代橋の長さ殊に三大橋の上に出づ。此に至て。橋を造るの巧大に進步す。」桃園天皇の御宇周防の岩國の城主吉川監物某。其の錦川に橋を架す。長さ百二十五間なり。其の造法は川中に石を疊むこと四處。以て橋臺と爲す。橋臺に鐵柱あり。其の端斜に出づ。其の上に橋梁を架す。是を錦帶橋といふ。本邦に於て此の如き橋梁の造法は未曾これあらざるなり。此の造法は吉川某の創意に出づといふ。此の際越中富山城主松平某。其の神通川に衆船を編て橋を爲る。編む所の船五十二艘なり。是を神通川の船橋といふ。本邦に於て船橋の大なる者は此を以て第一と爲す。」慶應三年征夷大將軍德川慶喜職を辭す。庶政皇室に歸す。是より後橋梁の建築法或は西洋法を辨ふる者あり。大阪の高麗橋は鐵を以て架し。其の他京都。東京。大阪及諸國の橋梁多く西洋法を雜へ用ひる」と見えたり。今按するに。以上千住及兩國。永代等の諸大橋は各本條あり。又其他諸書に載する所。以下徃々重複に涉る者あれど。工藝志料は。もと橋梁架設の大體を擧けし者にて。文勢亦裁割に便ならされは今削除を加へす。姑らく併收す。讀者亦煩を厭ふ勿れ。但以下所見に係る國々著名の橋梁等は。各別項に揭け以て觀覽に便する左の如し。

【山崎橋】は徃昔山城國山崎河に架せるものなり。一話一言に云。山崎の橋は聖武天皇の神龜三年に。行基ぼさつ造りたれど（これより先。橋ありて廢せしといふこと。行基傳に見えたり。但し行基傳には神龜二年と云）。洪水俄にいたり。橋ながれ。ひとあまた死亡せしなり（扶桑畧記。水かゞみ）。その後桓武天皇の延曆三年に。朝廷より阿波。讃岐。伊豫三國に仰て造らせらる（續日本紀）。それも文德天皇の嘉祥三年に大水にて斷しを。河橋壞易きは水の浸嚙によつてなりとて。便地を擇て造られしなり（文德實錄）。延喜の比は攝津。伊賀。播磨。阿波等の國より橋板を出さしめて修理せられしが（延喜式）。そのゝち斷けるを（拾芥抄）。天正二十年豐臣太閤朝鮮に

ハシ

事あらんとして。往還に便せん爲に造られしとぞ。長さ一百八十間廣さ五間。柱數一萬三十八本。土に入事深さ一丈餘なりといふ（惺窩文集）。その後又たえて今は舟渡にて狐川の渡といふ（都名所圖會）。初め行基の造りし所はいづくなりけん。嘉祥年に造られし所は中比大渡といひし所にやといへり（拾芥抄）。是すなはち今の狐川のわたしならんか。むかしは橋本といひしより古老の說なり（山城名勝志）。今の橋本の宿はこの所よりうつせし也とぞ）。大僧正行基傳（作者部類引也）云。行基大菩薩云々。神龜二年九月將諸弟子行到二山崎河一。不レ得レ船。假掩二留河中一。見レ有二一大柱一。大菩薩問云。彼柱有二知人一矣。或人申云。昔時尊船大德所レ度橋柱云々。爰大菩薩發願。從二同月十二日一始度二山崎橋一。扶桑略記云。神龜三年丙寅。行基菩薩造二山崎橋一。故老相傳云。造レ橋畢後。菩薩於二橋上一大設二法會一。洪水俄至橋流人死。粗有二其數一云々（普通の本缺卷の所なり。是は尾張國大洲の眞福寺に藏せる所の古抄本に據て記す。その本をうつせし溫古堂にのみあり）。文德實錄曰。嘉祥三年九月七日。大水山崎橋斷。帝以爲河橋易レ壞。依二水浸嚙一。得二其便地一自無レ附レ害。是日詔遣二中納言安倍朝臣安仁。源朝臣弘。參議滋野朝臣貞主。伴宿禰善男等一。就二山崎一以察二利害一。求二其便地一乃定置レ橋。惺窩文集。山州八幡橋本之橋銘云。前博陸侯將レ有レ事二于大明一。命二諸國一開二道路一作二舟梁一。而欲レ得二往還之便一。事絕二古今一。慶傳二遐邇一矣。時哉山州八幡橋本之難。華夷出入之咽喉也云々。於レ是山口玄蕃頭。豐臣宗永。奉二鈞命一主二其役一。作二長橋一云々。其長一百八十間其廣五間。柱數一百三十八。柱根入レ地丈餘云々。八月資始十二月初四日成。天正二十年壬辰臘月望。山城名蹟志云。山崎橋斷絕す。此橋山崎の方は今の觀音寺の前川畔也。其向所は淀の大橋の南。河內街道の內八幡山の坤に當て片方は人家茶店あり。此人家の町北の端より三十間計北方。其橋の渡場也と云ふ。其所古老人說也。因て其邊を橋本と號す。但今云ふ橋本の宿は後世に此所より移し建る所也。此所今は舟渡也。狐川右舟渡の所を云。流は即淀川南一河の別名也。此渡山崎より八幡及河內等に到る。又狐川の名義未考。正誤。新編本朝年代記云。山崎橋天平寶字四年洪水流落（此事國史所見なし）。右山崎橋興廢一卷。得忍池本而寫之府中畢。文化四年丁卯神無月十一日。鶯谷吏隱とあり。

【三條橋】一話一言云。三條橋は東國より平安城にいたる喉口なり。欄干には紫銅の擬寶珠十八本ありて。ことごとく銘を刻む。其銘にいはく。洛陽三條之橋。至後代化度往還人。盤石之礎入地五尋。切石之柱六十三本。蓋於日域石柱橋濫觴乎。天正十八年庚寅正月日豐臣初之御代奉行增田右衛門尉長盛造之」と見えたり。

【濱名橋】は遠江國濱名の湖水に架せり。閑窓隨筆云。遠江國濱名郡橋本村は。いにしへ濱名の湖ありし所なりとかや　濱名の湖より海にかけし橋を濱名の橋といふとなむ。扶桑略記仁和元年の條にいはく。遠江國濱名の橋長五十六丈廣一丈三尺高さ一丈六尺。貞觀四年修造歷二二十餘年一既以二破壞一。勅給二彼國稅稻一萬二千六百三十束一改造焉とあり　實に古代の製なり」といへり。

【長柄橋】攝津國西成郡に其跡あり。年山打聞云。中原康富朝臣日記曰。嘉吉三年四月二日（丁亥）。參二伏見殿一。宮御方被レ仰云。古今序。なからの橋もつくるなりとよめるは。盡と造との二儀あり。長久の名ある橋も盡はてぬ。我戀はいまた緣なしとよめる心なり。一にはふりはてぬれは　又造義もありとなり　又ふりぬる物は。長柄の橋と我となりけり。ともよめり。ふりたる事と云習歟。弘仁三年に造らるゝよし國史に見えたれは。弘仁より伊勢か時分まで百年の內なり。ふりぬると可レ讀條如何。然は弘仁は新造歟。不レ可レ辨の由も見えたり。又古老傳。人柱たてられたりともみゆ。最初の事とも見えす。蜜勘の註には。子負たる女をとらへて人柱に立たりといへり。今程猿樂なとの能には。男を人柱に立られけりとも見ゆ。凡なからの橋の事。古の歌仙も在所をはたしかに不知と云々。わたの邊のあたりにかけたる橋と云々。爲章按に。此伏見殿宮御方とは。貞常親王の御事なるへし。契沖師か書たる物に。文德實錄を引ていはく。仁壽三年九月戊子朔戊辰。攝津國奏言。長柄。三國兩河。頃年橋梁斷絕。人馬不レ通。請准二堀江川一。置二二雙船一。以通二濟渡一許レ之云々。」攝津名所圖會（西成郡）云。長柄橋跡。此橋の舊跡古來よりさだかならず。何れの世に架初て。何の世に朽壞れけん。これ又分明ならず。橋杭と稱する朽木所々にあり。今田畑より掘出す事もあり。其所一槩ならず。予これを按するに。上古は大物浦より東北江口里。南は福島。浦江。曾禰崎より。北は神崎川まて一面の大江なり。即大江の名もこれより出る。又これを難波江。難波入江。難波江の浦。三津江。御津浦とも和歌に詠れたり。其江の中に嶼々多くあり。今村里に古名の遺るもの多し。所謂南中島。北中島の中に。橋本。紫島。濱川口。小島等みな水色の鄕名多し。長柄橋は。孝德帝豐崎宮の御時より。かの島々に掛わたして。皇居への通路也。今諺云。長柄橋は長さ壹里ありしと云傳へたり。一橋の名にあらずして。島より島へわたして。橋の數數多あれども。地名によりてみな長柄橋といひならはしけり。委は名柄豐崎橋なるべし。古來よりも今の北長柄より豐島郡垂水庄に至るまでを。長柄の橋跡とい

ふ。また一說には。長柄川今の船渡口の邊。橋の古杭遺れりとて。近年掘出し江府に上る。長柄豐崎宮孝德帝崩し給ふ後。大和の飛鳥宮に遷都し給ひ。橋の修理も怠り。風威の時江海渺茫して。落損しける事多し。其後嵯峨天皇の御時。弘仁三年夏六月。再び長柄橋を造らしむ。人柱は此時也。後世に逮んで神崎川。長柄川。天滿川の水路溶々として。江海みな變じて田園と成。今の如く村里食出多し。桑田變じて海となるよりは大なる益有らんかし。人柱の事は豐島郡垂水雉子畷の下に見えたり。古今「難波なるながらの橋もつくるなり。今は我身を何にたとへん。いせ」。拾遺「あしまよりみゆるながらの橋ばしら。昔の跡のしるべなりけり。藤原清忠」。尙和歌おほけれとも略す。又豐島郡垂水村に垂水神社あり。その寶物に長柄橋柱。拜殿にあり。長二尺七寸。巾一尺三寸。厚六寸四分。神崎川より出しと也。又當村垂水氏の家にもあり。長五尺巾二尺三寸。表に文字あり。大明神寶殿奉納。元祿三庚午年云々。又古今集貫之の和歌あり。煤氣黑く文字分明ならず。また同所雉子畷。垂水村社頭の西の方にあり。諺云。むかし長柄川に橋をつくるには。人はしらなくてはなりかたしとて。其人をえらみけるに。繼したる袴をきるものをとらへて　人柱にしづむべしと。官家よりおほせあれば。新關を立てこれを改む。こゝに岩氏長者といふ者あり。これをしらず。袴の繼したるを着て通るに。關守とらへて免さず。つゐに水底にしづむ。これによつて橋なりにけり。かの岩氏にひとりの娘あり。容顏世にすくれて艷く。紅粉を凝さすして。色いつくしく。朝日に輝やく國色也。此ゆゑに世の人光照前とぞ稱しける。然るに成長までも不言して啞の如し。母悲歎かぎりなく。ふかくかくしけり。こゝに河內禁野といふ里の男。此女を戀て垂水よりこれを迎ふ。辭しがたくや有けん。禁野の家に行。なほも不言を久し。夫怪んで女をつれて母のもとへおくりぬ。此畷を通るに雉子啼ければ。夫れらひよりこれを射る。於是女はしめて言て歌をよむ「ものいはじ父はながらの橋ばしら。なかずはきじも射られざらまし」とくりかへしこれを誦ふ。夫驚き母のもとにもゆかで。禁野につれかへり悅びあへり。時の人雉子繩手となづく。今の世までも次袴を忌るは此緣也。光照前も父の菩提を吊はんがため。髮をそり。不言尼と號し。栽松寺に入。其後山崎に不言尼寺を創しける(以上名所圖會)。右橋柱の說は。信ずべきことにはあられど。ふるくいひ傳ふる所なれば。因に記すのみ。

【六鄕橋】江戸名所圖會云。六鄕渡は八幡塚の南にあり。此川は多摩川の下流にして。八幡塚より河崎の驛への渡しなり。昔は橋を架せしが。享保年間田中丘隅といへる人の工夫により。洪水の災を除ん爲に。橋を止めて。船渡にせしとなり(田中丘隅は。俗稱休愚右衞門。嘉古と稱し。冠帶老人と號す。よく水理に達す。相州酒匂川の水を治めしも此人の工夫にして。今も其河原に其事を記せし碑あり。又民間省要といへる書を著す。今上平間村の田中山妙光寺といへる日蓮宗の寺境に其墳墓あり)。東海道名所記に。此橋の長さ百二十間とあり(東路の四大橋といふは。江州瀨田。參州矢矧。同吉田。及び此六鄕の橋なる由和漢名數に見ゆ。又江戸の三大橋といふは。兩國橋。千住大橋。六鄕橋なりといへり)。癸未記行六鄕橋吟。鷲峯先生。注云。俗說畠山重忠嘗居于此。雖不考于舊記。然重忠者武州甲族。而屢往來鎌倉。則不可無其理。故首句及此云々。「河崎東畔六鄕里。俗稱重忠居此村。重忠武州七黨長。攻城野戰報君恩。攀龍附鳳勇功士。往事悠々遺蹤蜿。橋去江城五里許。出者入者日頻繁。閩國列侯會同處。輿馬劍矛僕從喧。異域來朝投化者。萬歲高呼可汗尊。士農工商幾經過。皆是名走與利奔。可笑尾生約女子。何用禪徒弄胡孫。玄霜搗盡嘲裴氏。丁印吟成憶許渾。菊花過後自斯出。顧視江城殆消魂。早梅開時自斯入。跋及江城望衡門。三月遠征幸歸府。今日歡抃不可言。」(按に北條家の所領役帳に。六鄕殿六鄕大森分同小花和の地を領し。六鄕の內大森を澁谷又三郞領す。又六鄕內鎌田を圓城寺。同堤方は蒲田助五郞。六鄕原分は島津彌七郞。六鄕雪か谷同入不計花井分共に。大田新六郞。六鄕內新井宿は梶原日向守。同入不計記青跡は齋藤何某。同牛久新次郞。同一の倉蒲田分同戸越村梶原分も太田新六郞所領なり。竝に六鄕內根岸梶原分。六鄕內極樂寺分。六鄕大師河原行方與次郞所領。同河崎內萬透院分。六鄕內蓮沼雉田新三郞領せり。かくの如く。昔は六鄕と稱せし地の廣かりし事しるへし。林春齋先生寛永二十年癸未記行に。畠山重忠嘗てこゝに居住すといへとも舊記を考へす。然に重忠は武州甲族にして。しばしば鎌倉へ往來す。其理なきにあらさるへき歟とあり。按に江戸名勝志に。澁谷金王丸の一族に澁谷庄司次郞重國といふ者あり。違論の事あるを以て一家をはなれ。川崎の六鄕へ引退き。澁谷氏を改て川崎とよへり云々。依て考るに重忠も畠山庄司次郞といひしかば。後人川崎庄司次郞と混し誤りて重忠にとりたがへしにや。重忠は男衾郡畠山に居住せしなれば。鎌倉への往來には此所を通るへからす。府中より關戸へかゝりしなるへし。此地へかゝりて鎌倉へ行くは甚廻り道なり)とあり。又一話一言に。貞享元年甲子六鄕橋破損御修復長百拾壹間横四間貳尺但兩袖高欄。同三寅年六鄕大橋當六月四日。同十二日兩度之出水に付。川崎方橋臺欠込。石垣かつら石共崩落敷板所々朽損。又其以前寛文

二年の記に。六郷橋修復御普請橋桁行百七間（但六尺三寸五分間）。幅中間壹尺七寸高欄四尺貳寸。右御入目銀百貫三百三拾五匁壹分。米五拾七石六斗三升七合。右は計府の古帳にみえたり」と。同書又云。橋に男柱。袖柱。中男といふ柱あり」と云り。還魂紙料云。六郷の橋絶て後土橋のかゝりし事のあり。酒匂川も又同し。千尋日本織（寶永四年印本）に。相州佐川に橋ある事は。霜月十日よりあくる三月十日までなり。此日土橋を引崩して歩行わたりするなり」とあり。夏秋落水はげしきときは妨となるが故。橋あるは冬春のみなり。こゝには霜月とあれども十月より掛し事もありしとおぼしく。五元集「神の旅酒匂は橋となりにけり。其角」といふ句見えたり。さて六郷の事は。誰袖の海（寶永元年印本）に。六郷の渡し爰も三月より九月頃までは土橋かゝる」とあるは。九月頃より三月までといふを書誤りしなり。筑波紀行櫻の實（享保五年）。「蜀黍や思ひのたけを葉にさかれ。六郷とれてかさゝぎの橋。五株。撰者貞佐」。六郷の橋はとれて鵲の橋は懸れりといひしなり。前にも記す如く。酒匂も此所も秋は橋のなければなり。されば享保の頃までも冬春は土橋のかゝりし歟。又元祿十四年不角が紀行。笠の蠅六郷の條。此橋先年大水に落て。今は長柄の橋の影ぼしとなりぬ。此渡りの船賃武家の外は二文」とあり。土橋の掛りし當時（元祿の末をいふ）なれど。標題にも知らるゝ如く。五月の紀行なれば。土橋のなきなるべし」といへり。又燕石雜誌云。東海道の六郷橋は長さ百九間（今按するに江戸名所圖會百二十間に作る）ありし。六郷の橋は元祿年間度々の出水にうち壞されしかば。終に船渡しになりぬ。その圖説東海道名所記。大和名所鑑等に見えたり。亦增補江戸道中記に云。六がふの橋百九間あり。橋の右のかたより池がみへゆく道あり。左の方にはれた村有獵師多し。橋の川かみに大きなる鮎あるなり。はしの上より大山見ゆる云々。」近き世の事ながら。こゝに橋のありしともしらざるものあるにや。もし今も彼數奇ものあらば。此橋杭の鉋屑を頭陀囊より出すべからむ」とあり。工藝志料慶應三年の條に。近時武藏の六郷に大橋を架す。長さ三百八十間なり。亦西洋法を雜へ用ひる。明治九年更に六郷橋を改造して以て鐵橋と爲す。本邦に於て鐵橋の大なる者此の如きは未曾これ有らざるなり。橋を作るの巧に於ては本邦開闢以來今日を以て大進歩と爲す」といへり。

【日本橋】東京京橋の北通町に架す。江戸名所圖會云。長凡二十八間。南の橋詰西の方に御高札を建らる。欄檻葱寶珠の銘に。萬治元年戊戌九年造立と鐫す。此橋を日本橋といふは。旭日東海を出るを親く見る故に。〽しか號るといへり（事蹟合考に云日本橋のかゝしりは。慶長十七年の後歟とありて。其考へを記せり。されと北條五代記永樂錢制禁の事を記せし條下に。慶長十一年の年極月八日。武州江戸日本橋に高札を建るとある時は。慶長十七年より以前なりと知へし）。此地は江戸の中央にして諸方への行程も此所より定めしむ。橋上の往來は貴となく賤となく。絡繹として間斷なし。又橋下を漕つたふ漁船の出入。旦より暮に至る迄嗷々として囂し（北の橋詰を室町一丁目と號く。此町の巽角を尼店といふは。尼崎屋又右衞門拜領の町屋なるゆゑに。畧してかくよびならはせり。此所は漆器の類ひすへて旅行の具。および荷馬の裝束をあきなふ店多し。其西の横小路を品川町裏河岸と號。釘鐵物の店多き故に釘店といふ。又東の河岸を船町といふ。魚家ありて日毎に市を立る）。今は古よりも車馬の往來繁きゆゑ。橋幅も廣がりたれど。欄檻の葱寶珠はつけず。右の葱寶珠は。今赤阪より清水谷へ架せし。辨慶橋の欄檻につけたり。

【八橋】は參河國著名の架橋なり。閑窓隨筆云。爲相卿の伊勢物語の註とて或家の秘本あり。參河國にむかしひでみつといふものあり。八歳なる子をうしなひて。悲歎のあまり。善事になすべき便利なければ。彼子の歳にあて橋を八所にかけて追福の供養になしける。是を八橋といふと云々。」伊勢物語を按するに。水ゆく川のくもでなれは。橋を八つわたせるにより八橋といひける。夫伊物の繪は慶長十三年正月。中院中納言通勝卿印行の時圖畵を入給ふよし奥書に見えたれば。往古よりの繪にはあらざるへし。彼繪このかた八橋とてかけるはくもで行さまとも見えす。橋板八枚をわたせる體なり云々。」又山彦册子云。伊勢物語に。參河國やつはしといふところにいたりぬ。そこをやつはしと云けるは。水ゆく川のくもでなれば。樹をやつわたせるによりてなん。八橋とはいひけるとある。此くもでと云ことも。いまださだまらす（守部）が居住し幸手あたりにては。堰または水の激くあたる堤などを。修理固むとて。桟をうち。竹木抔やりちがへて。編つくるをは久傳といへり。これ久母傳の略語にて。久母傳は組留の義なるべし。其はゆく川の水を彼久傳にて組塞て。こゝかしこの田地へ水を頒ちやるに。その水派のいくすぢにもわかれたるを。田作る人の行かふとて。假に小橋をわたせるが。三四ばかりは何處にもあるべきなれど。八つまで渡せるが珍らかなる故に。名とはなりしなり。此の文に水ゆく川のくもてなれば。橋を八つわたせるに因てなんといへる詞の運びも。しか聞えたり。又塗籠本に。木を八つわたしたればとある。是にてかりそめにわたしたる。田處の小橋の狀を思ふべし。詞花集雜上俊賴朝臣「竝たてる松のしつ枝をくもでにて。霞わたれ

ハシ

るあまのはしだて。」此歌夫木集にも入たるを。拾葉集の註に。橋の柱をつよからしめん爲に。木をすぢ違へて打渡すをも。くもでと云なりとある。はやくより然か云傳へし事と見ゆ。かゝれば橋立の松のしづ枝の繁く垂たるさまを。右の組留に見立てよめるなり。又今俗に藁抔を四つにとりて平めて組むをも。久傳に打といへる。これも本右の組留の組かたより出たる名なるべし。しかるに近來ある註釋に。山川の急流は橋のかけ難き故に。石籠をまばらに置て。その上に橋を八つ渡したるなりとて。其圖までを出せれども。彼參河の八橋の地は。さる處のさまとも見えず。又然かはげしき石河などに。燕子花の多く生出べくもあるべからねば。彼釋は協ひ難し云々。」さて此橋。もとよりさまでの橋にはあらざるへけれど。彼の物語より世に名高くなりたれば。ことの序でに茲に記し出つ。

【九十九橋】越前福井の市街にあり。東遊記に「越前國福井の町の眞中に大なる河流る。此川にかけ渡せる橋をつくも橋と云。九十九橋と書り。其大さ三條の橋程もありて。半迄は石橋なり。石橋の大なる者天下是に勝る者なし。半より木の橋なり。是は常なみの橋なり。石と木を継合せたる橋は珍敷橋也。いかなる故と尋るに。皆石橋となす時は。大洪水の時全體ともに崩れて。其再興大かたならず。半を木の橋にせる事は。大洪水の時木の所ばかり落て　水淀まざるゆゑに石の所は恙なくして。橋の全體損するとなし。故に跡の造作心易しと也。大なる橋は何方の橋もかくなしたきものなり。橋を普請の時も石の所は千歳不朽のものは。只木の所半分の手間にて濟事なれは別而心やすかるべし」といへり。

【鐵橋】は明治の初。横濱の吉田橋を架せしを最初とす。土人橋名を言はずして。金の橋と呼ぶ。

【石橋】は上古罕なれども。近代は其工事大に進歩せり。工藝志料云。石を以て橋と爲すことは。其の始詳ならず。上古は石を川上に竝べ置きて。以て人の踏て之を渉るに便す。是を伊波婆志といふ(上古に長磐を以て架して橋とせしもあるべし。これも亦伊波婆志といひしなるべし。後世に至ては長磐を以て橋とせし者多し)。而れとも石工の功を經し所の者に非らず。大和の葛城の山上に石橋あり(今僅に存す)。石工の功を經し所の者なり。而して此の石橋や何人の造營なるを知らず(傳へて云ふ役の小角といふ者あり。葛城山の神に命じて造らしむる所の者なりと。此の說信ずべからず)。」延暦十三年桓武天皇都を山城に遷し。宮城の溝水に架する所の小橋は多く石を以て造る。爾來京師の小橋は石を以て造る者多し。」寛永十一年支那の僧如定肥前の長崎に來て。其興福寺に住す。如定支那様の石橋を作り。且法を所在の石工に傳ふ。是より後鎮西の諸國に於て。往々支那様の石橋を架す(支那様の石橋は柱を用ひず。俗にこれを目鏡橋といふ。其業を傳へたる工人長崎に多し。これを唐風の石工といふ)。既にして東國の工人も亦これを造る。巧業の進歩せるなり。」【太鼓橋】享保年間江戸の目黑川に石を疊て橋を架す。これを側面より望めば太鼓の胴に髣髴たり。故に此名あり。木食僧某(或曰木食僧心譽)の製する所なり。東國に於て石を疊て橋と爲し。以て往來に便すること此に始まる(按するに長崎の石工の巧を傳へしならん。是より先石を疊て園地に架し。以て石の太鼓橋と稱せしことは往々これあり。東國に於て柱無き石橋を造て。往來に便ぜしことは此を以て始と爲す)。」明治六年東京の神田川に石橋を架す。名つけて【萬世橋】といふ。東國に於て石橋の巨大なる者は萬世橋を以て始と爲す。是より後淺草橋。京橋。江戸橋。常磐橋等の大橋も亦石を以て架す。橋を造る工人の業是に於て益々進歩す」とあり。又西遊記に。目鏡橋。長崎の橋はすべて唐風の作りやうなり。兩岸より切石を疊上て橋杭なしにかけ渡せる石橋なり。他國の石橋といふは壹枚石にてかけたるものなるに。長崎の石橋は小き石を切りて石がきのごとく疊みて。兩方より合せるなり。長き橋はふた筋に水を通ずるなり。是を目がね橋といふ。唐繪にゑがく所の橋は大かた此風なり。下より水溢るれば崩るゝ事もあれとも。上よりはいか程重き物をのするといへども。動き破るゝ事なしといへり。誠に大河にはなるまじけれど。長崎の川は大かた京都の堀川程の大さなり。萬代不壞の橋なり。これは唐人來たりて作れりといふ。彼地は柔らかなる石たくさんなるゆゑにや。京などにても此ごとき橋を作らば。破損の憂なくしてよかるべきものを」といへり。則ち工藝志料にいへる萬世橋は。目鏡橋を以て名あり。

【懸橋】懸崖屹立數十丈。下に急激の川流あり。かゝる所には尋常の橋を架すべからず。また水急なれは舟して渉る能はず。故に奇巧を用ひ柱を立てずして。橋梁を架す。これを懸橋といふ。信濃木曾にかけはしあり。今は道路も修まりて。危險のこともなきよしなれど。古來は行路甚た難なりといふ。和漢三才圖會云。棧橋谷深或流急。而橋柱不レ可二得立一之處。從レ岸組二出行桁一不レ用二竪柱一也。信州木曾棧橋長八十二丈。新古今「旅人は袖吹返す秋風に。夕月淋しき山のかけはし　定家」。又同書云。木曾路山川自二兩岨一掛二渡之一。昔棧用二藤葛一縛レ板。以二大鐵鏈一爲レ桁。近頃如二尋常橋一。而無二橋杭一耳(在二上松與二福島中間一)後撰「生すがふ谷の梢をくもてにて

散ぬ花ふむ木曾のかけはし」。木曾路名所圖會云。木曾棧舊跡（驛路の中にあり。いにしへは山路險難にして旅人大に苦しむ。慶安元年尾州敬君より。有司に命じて棧道を架す。長九十六間。横幅三間四尺。又寛保年中同邦君。また有司に命して左右より石垣を數十丈築上。棧道を除き〆往來安穩なり。之を波許橋といふ。長纔三間許聊危きをなし。橋下の石に銘あり。「此石垣慶安元戊子年六月良辰成就焉畢。又寛保元年辛酉十月吉辰」とあり。又兵要地誌に。此河蜿蜒屈曲して美濃に入る。長十一里濶凡四十六間。四大河中（信濃。天龍。及犀川。木曾河）。此河最激流にして。河中所々岩石露出し。兩岸は懸崕峭壁俄に迫り。或は大石根樹蟠結し。迅流轉石相抗激して。怒聲常に雷の如く。絕て徒涉す可らす。右岸に通路ありと雖も。謂ふ所樵路獸徑。峻峯深林の間を縫ひ。行歩甚た困難なり。左岸は國道（七號）にして通路山腹を繞り。高低羊腸極て甚しく人馬頗惱む。世に木曾棧道と稱する者即是なり。文武帝の時始て此道を開き。慶安中德川氏命して荒廢を修し。文久中再修理し大に行旅に便す」といへり。こゝに此河といふは。木曾河なるべし。」【猿橋】甲斐國都留郡にあり。甲斐國志云。猿橋は驛の北にて桂川に架す。長十七間幅壹丈壹尺高欄あり。一の刎木六間四尺。二の刎木七間二尺。三の刎木八間。四の刎木八間四尺。地中に入るを又同し。行梁は九間四尺。次梁は六間。梁上より水際まで十七間弱。世に之を三十三尋と云。大概を云なり。舊事大成經に曰。推古帝二十年。百濟國歸化人。有二白癩(シラハタ)一。巧掛二長橋一。令レ造下遣二諸國一參河國八腔橋。信濃國水内曲橋。木曾梯。遠江國濵名橋。陸奧國會津闇川橋。兜岩猿橋等。其外一百八十橋上云々（按に兜岩。カプトイハと訓へし。甲斐の假名には通がたし。此書後人の妄作にして採用に足らすと雖も。一時世に行はれし書なれは姑く此に記すのみ）。古人云。此地未レ架レ橋以前はビク島と云ひき。島澤より渡船にて藤崎の地に移りて此地を往來せり。時に猿あり斷岸の藤蔓を傳ひ向の岸に到るを見て刱て橋を作れりと云。大嵐村蓮華寺佛像の銘に。嘉祿二年九月佛所加賀守猿橋住人也とあれは。地名を猿橋と稱するも已に久しき事なるへし。鎌倉大雙紙に應永三十三丙午年。一色刑部大輔持氏大將として二千餘騎發向す。然れ共甲州は要害よき國にて。人の心も不敵なれは。鎌倉勢をことゝもせす。度々の戰に持氏方打負しかは。持氏御旗を向らるゝ。同しく六月二十五日。武州横山へ發向ありて武田を責らるゝ。信長も猿橋へ出向ひ責戰と云とも。八月朔日武州の七黨秩父口より討入しかは。八月廿五日不叶信長甲をぬき降參しける云々。勝山記云。大永四（甲申）年正月より陣立初て。二月十一日中國勢一萬八千人猿橋御陣にて日々に御働候なり」三方へ働き矢軍あり。此時分憲房は八十里御陣寄と承候。享祿三（庚寅）年正月七日越中守同國中の一家國人猿橋へ御陣被召候（小山田越中守居館は。中津森にあり。是時北條氏綱と合戰）。此等の書に據に。古より此嶮涯を要害として敵兵を禦しことゝ見えたり」藻鹽草「つらけれと思ひはなるゝ人しもそ。さるはし（猿橋）はしもみれはこひしき」。（行囊抄云。藻鹽草に此歌遠州とあれと。今遠州をたつぬるに猿橋の名なし。たゝ此所をよめるなるへしと云り）。回國雜記（聖護院道興）。猿橋とて川の底千尋におよひ侍るうへに。三十餘丈の橋を渡してはべりけり。此橋に種々の說あり。昔さるのわたしけるなと里人の申侍りき。さる事ありけるにや信用しかたし。此橋の朽損の時は。いつれも國中の猿飼ともあつまりて勸進なとして渡し侍るとなん。しかあらは其由緒も侍ることとあり。所から奇妙なる境地なり。「名のみしてさけふもきかぬ猿橋の。したにこたふる山川のこゑ」。同し心をあまた詠し侍りける。「谷ふかきそはの岩ほのさる橋は。人も梢をわたるとぞ見る」。「水の月猶手にうときさるはしや。谷は千尋のかけの川せに」。此所の風景さらに凡景にあらす。すこふる神仙逍遙の地と覺え侍る。「雲霞漠々渡二長梯一。四顧山川眼易レ迷。吟歩誤令レ疑レ入レ峽。溪隈殘月斷猿啼」。又徂徠峽中紀行。店主人亦來迓相語。是猿王所レ架。長十一丈。達二水際一三十三尋。而水深亦三十三尋。則俯跳二身欄外一。而左手據レ欄。右手垂レ炬倒照。從レ旁下二瞰黑深一。火力短不レ及。徐益俛伸二其臂一。遂致二火燄逆上一欲レ燒レ手。輙遽棄墜。至二水際一迺滅。予緣レ是得下目逆及二其未一レ滅而視中彷彿上也。皆如二其言一。橋下無二一柱一。從二兩岸一累二鉅材一架起。上者必出二下者外一尺許。愈累愈出。以得二相近一而橋レ之。誠神造也。崕光淸無二縫罅一。如二削立一然。土人云。崕腹有レ釜。神蛇穴焉。歲旱民聚汲二竭其釜中水一。蛇見則雨。驚問何以得レ至二釜處一。迺云。土人生二于水一。雖三束下其手足上投二橋下一不レ死。聞者皆吐レ舌。又問崕石如レ無レ縫。豈苔滑使レ然歟。云連二一驛百家一。在二一片石上一。則是川亦一大石渠耳。蓋飯二異聞一遂宿二于驛一。又猿橋五奇文並田省吾詩。瀧彌八文（幡野氏家藏）。橋北有レ碑寶曆五年丙亥之冬建。鳴鳳卿銘此橋修理の頃は。猿必來て橋下の樹杪に遊ふと云ふ。橋南の傍に橋掛山王權現の小祠あり。除地高三升九合。驛の東南に城山と云山あり。高壹町許。上平坦にして礎石の跡あり。蓋烽火臺なるへし。又一小山あり狐圓山と云。其谷を下れは御厩と云ふ地あり。又驛西端を陣門と云。是皆戰爭の時要害に備へしなるへし」とあり。また越中國に懸橋あり。和漢三才圖會云。越中魚津黑部川四十八箇瀨。川上有レ橋名二相本橋一（今稱愛本橋）。長凡二十六丈。其巧似

レ棧而非レ棧。俗稱ニ刎橋一。同國立山麓岩倉川上有ニ大橋一。長凡百三十丈。無レ柱用ニ藤蔓一爲レ桁。布ニ板於其上一。他邦人輙不レ得レ渡。俗呼ニ其川一曰ニ三途大河一。川東有レ山名ニ死出山一。蓋立山嶺有ニ火氣一。俗以爲ニ地獄一。故好事者稱ニ三途川死出山等之名一矣」とあり。飛驒國藤橋あり。閑田耕筆云。此の頃飛驒の人田中記文といふが訪來て。其國の藤ばしがこのわたりのとをかたり。且記せるものを示さる。藤橋三所有。其あらはれたるものは吉城郡舟津町村にありて。高原門にわたす。東西各民家あり。西を朝浦といひ東を東町といふ。川の兩旁石崖突出せる上に架たるものにして。歲ごとに近縣の民相つどひて改作る。長さ三十三間餘。濶數尺。一柱を建ず。藤を經にし木を緯にして織こと席のとし。往々木を橫へて步を進るの程限とし。兩邊藤索を張て欄干に代ふ。是を攀て渡るへし。然も風に觸てゆらめくからに行人難み。あるひは匍匐て前むと能はざるものあり。土人は重きを負ついたゞきて。しかも彼程限を踏て進む。かつて一步をあやまたず。或は雨夜に燭を執らす。木履を穿て行となん。狗もよく行。牛馬は常に馱を解て。水を游がしむれとも。或は馱を解をまたずしてよく渡りし牛もありしとか。馴ればなるゝもの也など。彼記に猶つばらか也。記は高山の人田元義なる人著はせり。眞名文なるを今要をとりて和す。且其詩に「蒼藤織作橋千尺。人似ニ龍蛇背上行一。」の句有てさこそと親しく見る心地せり。同郡茂住村谷田郡大島にもまたありといへり。籃のわたりは吉城郡中山村に在りて神通河に架す。川の北は蟹寺(里人カンテラと稱ふ)村とて越中の南部なり。籃渡とは橋にあらず。西域傳にいへる度索といふもの歟。其地兩岸絕壁にして河の流れいちはやく。水に就すべからず。岸に橋すべからず。故に大索三を張て岸に架し。懸るに小籃をもてし。人其の中にうづくまるを籃に兩索ありて。前岸曳レ之後岸送レ之。南北より相助けからうして渡る。土人は男女を問はず。手をもてみづから索をたぐりて。たやすく行かひするを神のごとし。籃は木を揉めて幹とし。底は藤をもてめぐらし編こと蜘のあみを結ぶがごとし。三の大索月每に一筋を更るといふ。其往來のしけきこと知るべし。飛驒より越中に行道あまたあれど。此道便なればとかや。此餘椿原荻町共に此國大野郡にして。此籃もて度ること同し。荻町は其地ことに險隘其河流駛。しかも東岸高く西卑ければ。階梯をたてゝ登りて籃に就く。椿原は是よりも猶危しとぞ。」和訓栞云。かけはし。日本紀に磴をよめり。懸階の義。卽棧道也。一書に吉蘇棧。長八十二丈と見ゆ。鹽尻に伊奈川の橋二十三間餘。木襲第一の長橋也。柱なく三重のはれ木を兩岸より出し。中の水尾桁九間。持はなし懸れり。水際に至り五間三四尺ありといへり。又昔は荻原澤といふ谷あひに。大木を鎖にてほり渡したり。八九十年前まで。其鐵鎖きれ殘りてありと。古き者語りし。今のかけ橋にはあらずとも云り。元明紀に。昔信濃。美濃二國の間。岐岨にして通路なかりしかば。かけ橋をかけて通路ありしを見ゆ。一書にいふ。岩井野村のかけ橋。長さ七十五間。欄干つきし所五十一間。石垣十四間。これ慶安中造る所なりと見え。宇治物語に。守の乘たる馬。しもの橋の鉉(ツリ)の木。あと足もて踏打とも見えたるは。昔は藤蔓をもて板を縛し。大鐵鏈(カナクサリ)もて桁とす。近世は尋常の橋の如くにて。橋杭なきのみといへり。」尙此の外山國には此類の橋多かるべし。しかれども近來は道路開鑿の事業大に進みたれは。危險なる所も平易に往還する事にて。行旅の便利いはむかたなし。

【舟橋】東遊記云。福井の東に舟橋あり。越前にては名高けれども。是は越中の神通川に渡せるものに不及。越中の神通川は富山の城下の町の眞中を流る。是又甚大河にして東海道の富士川抔に似たり。水上遠くして然も山深く。北國のことなれは每春三四月の頃に至れは。雪解の水殊の外に增來りて。例年他方の洪水のとし。常に南風に水增り北風に水減ず。是は南より北の海へ落る川ゆゑなり。かくのとく每度洪水あり。其上に急流なれは常體の橋を懸る事叶がたき川なり。されは舟橋を懸渡すこと也。先東西の岸に大なる柱を建て。その柱より柱へ大なる鎖を二筋引渡し。其鎖に舟を繫ぎ。舟より舟に板を渡せり。其舟の數甚だ多くして百餘艘に及へり。鎖の眞中二所程繫き合せし所ありて。其所に大なる錠をおろせり。洪水の時切る所なりと云。兩岸の柱のふときこと大佛殿の柱よりも大なり。追々ひかへの柱ありて丈夫に構へたり。鎖につなぎて舟を浮めたることゆゑに。水かさ增るといへとも。其の舟次第に浮上き上りて危き事なく。橋杭なきゆゑ橋の損する事なし。然れども誠に格別の大洪水の時は。此舟の足にせかれて兩方の町家へ川水溢れのぼるゆゑに。やむ事なくて此鎖の中程を切る事也。其舟左右に分れて水落るゆゑ水かさ減ずる事也。然れども此鎖を切る時は。跡にてまた鎖を繼事莫大の費用あることゆゑに。格別の洪水にて町家の溺るゝ程の時ならでは切る事なし。此の舟橋も亦一奇觀なり。もろこし黃河などにも。晉の時分舟橋を懸られしといふ事聞及へり。いかなる大河急流なりとも用ひらるべき橋也。越前福井の舟橋の鎖は。柴田勝家の造り置れし鎖也」といへり。誠に此鎖容易の事にあらし。又奥州南部の城下にも舟橋あり。是れも

大なれども。越中の舟橋に不及。舟橋のある所天下に右三箇所なり。其内越中を第一とすへし。其外常の橋の長きものは。世人のよく知る所の東海道の岡崎の矢矧の橋なり。其の長貳百八間なりと云ふ。之を天下第一とす。橋の巧をつくして奇妙なるは周防の岩國の錦帶橋也。唐畫のごとくなるは長崎の目鏡橋也。危きは甲州の猿橋。高くして奇なるは越中の相本の橋なり。其の外邊國山中に懸渡せる所の小橋には。朝六ッの橋。かづら橋など奇妙の橋少からず。朝六ッの橋は飛驒國の山川にかけ渡せる石橋にて。いかなる暗夜といへども。其橋の上に到れは少し明らかになりて。人顏も朧に見え。たとへは朝六ッ比のあかりのごとし。故に土俗むかしより朝六ッ橋と名付くとかや。物知れる人のいひしは此橋の下には名玉あるゆゑなるべしと。誠にさもありぬべく覺ゆ。

【營繕】橋梁の營繕に付ては大寶の營繕令に云く。凡京內大橋。及宮城門前橋者（謂十二門前溝橋也）。並木工寮修營。自餘役二京內人夫一（謂以二雜徭一作）。凡津橋道路。毎年起二九月半一。當界修理。十月便訖。其要路陷壞停レ水交廢二行旅一者。不レ拘二時月一量二差人夫一修理。非二當司能辨一者申請（謂當司者當國之司也。辨者具也。治也）とあり。德川氏の頃は江戸の五大橋は。吳服店より出す冥加金にて作りしと云。橋大工棟梁の名武鑑御用達の部に見えたり（エイタイバシ參看）。

【橋錢】交通の法未た開けざる國に在ては。舟渡し又は橋錢を要する橋梁多し。明治の初。軍隊。郵便。電信遞送。配達人等之を拂ふを要せざるの制規とす。同三十年より。私設町村立等の橋梁は。地方廳に買上げて地方稅より支辨するの方針とせし府縣多し。

【渡り初】德川氏の頃より。新たに橋の建築成る時は。夫婦揃ひたる高齡の老人をして之を渡らしめ。後諸人の通行を許す。土地の老人之れに當るなり。何時の頃より始まりし風か詳かならず。

以上あぐる所遺漏なきこと能はざれども。古來より橋梁を架せしこと。且つその種類架設の方法大概を知るに足るべし。

ハシ　箸は。飲食するに必要の具なり。西洋人は食叉を用ひ。支那人は匙と箸とを用ひ。本邦人は今箸のみを用ふ。和名抄に。唐韻云。筯匙也。字亦作レ箸。和名波之（ハシ）とあり。古事記。素盞嗚尊やらはれの段に。降二出雲國之肥河上在鳥髮地一。此時箸從二其河一流下。於レ是須佐之男命。以爲人有二其河上一而云々」と見えたれば。飲食に箸を用ひしことは。神代よりの風なること知るべし。和訓栞云。箸は食する橋なるべし。よて御箸の渡るといふ辭あり。新撰字鏡に。筴もよめり。今も大嘗會の箸。古へ倘方の箸も。竹を用ひたる事。內膳式。姓氏錄に見えたり。中世も親王大臣にあらざれば。白箸を用ひすといへり。箸臺といふあり。後世漆箸だにあるに。文正の比の奢りには。金をのべ沉を削りて用ひ。今は民間に象牙骨咄犀（カニコル）を用ゐるに至れり。驕奢の甚しき愼るへし。象牙の箸を牙筯とす。八仙卓には白紙にて包み。中を朱紙にて卷。箸の先を銀にてはりたるものなり。貞觀の末に白箸の翁あり。姓氏をしらす。白箸を賣をもて業とす。百餘歲の市隱なりし事。本朝遯史に見えたり。」八月朔日。十五日禁中にて萩の箸を用ひさせらるゝ事あり。拾遺集に子日に松をはしにしてたへ物を出してと見え。銀筯匙は內裏式に見え。白銅箸金御箸は儀式帳に見えたり。此金は鐵をいふにや。今も由貴の神事に鐵箸あり。又大和物語に。はしには梅の花さかりなるをゝりてとも見えたり。」【祝箸】は柳にて作る。丸く削りたり。太きと細きと二種あり。また新年の祝ひ箸に。太箸を用るとは。雜談抄に箸のをるゝは。落馬の相と云。將軍義勝幼少にて治世のとき。元朝規式の箸折たり。其年の秋落馬にて失給ふ。御舍弟義政續て治世の時。をれざるやうに取計ひて太くせしより始る。古實にはあらず」といへり。【耳土器】といふは。箸の臺にて膳にすうるなり。貞丈雜記に。箸の臺と云は。みゝかはらけの事也。七五三などの膳。すべて式正の膳には。必すみゝかはらけに箸をおくなり。【まなばし】同書に。まな箸は上古は木を當座々々に削りて用ひし也。先に鐵を入る事無之也。宇治拾遺物語に云。用經けふの包丁は仕らんといひて。まなばしけづり鞘なる刀ぬいてまうけつゝ云々（包丁刀も鞘にいれたり）。右の如く上古は當座に削り。先にかねをも入ず用たれども。つかひよきが爲に。後には少ばかり先にかねを入れたり。宗五記に（條々聞書の事也）。大草流には。まなばしのさきをばかけず。釘のやうなるかれを。箸の先に入られ候也云々。さきをばかけずとは。他流のごとく鐵を長く打のべたるを箸のさきに入れるを云也。釘のやうなるかれを箸のさきに被入と云ふ。釘の如く短きかねを箸の先に入るをいふなり」といへり。【菜箸】は竹にて作る。臺所にて用ふるものなり。【取箸】は座敷にて客の前にて用ふるものにて。客の食ふべき食物を取り分るに用ふ。菓子に用ふるは菓子箸と稱し。木。象牙などにて作る。【利久箸】杉の木の角箸の面を取り。上下をば丸く細くしたるものなり。會席にて用ふ。【杉ばし】は首尾の別なく丸く削りたるものなり。今は蕎麥屋にて用ふ。【わり箸】は杉にて作り。頭の方は一本にして下の方は二本になしてあり。客之を裂きて用ふ。箸の新しきこ

とを知るべく最も清潔なり。百年以來の物なり。又二本になりたる方を丸く削りたるもあり。其の裂きたる間より楊枝の出づる樣にしたる工夫もあり。【塗箸】竹にて作り。漆にて塗りたるものにて。長短。丸角。太細樣々あり。

ハシカ 麻疹。(デムセムビヤウを見よ)

バシヤ 馬車に。旅客用のものと荷馬車の二あり。人の乘駕するものに共用のものと專用のものとありて。共用のものに鐵道によるものと。平地を馳るものとあり。クルマの條に示す外。左に取締規則を揭く。警視廳は明治十三年十二月十五日。甲第四十九號を以て馬車取締規則を創定す。規則の畧に曰く。乘合馬車。貸馬車。荷馬車等の營業者は警視分署の許可を受け。車體檢査を請ひ。馭者は滿二十年以上にして熟達の者を雇用し。常に鑑札を携帶せしめ(二十二年十月一定の服を着せしむとす)。乘合馬車の駐車場は上願して認許を受けしめ。其定所を往復するものは賃錢表及ひ所有者の氏名を車中に揭け。一頭馬車は六人。二頭馬車は十人を限り。街角橋梁其他衆人群集の地は徐行し。且馬丁をして前行せしめ。夜中は必す車前に燈火を揭け。失火場は三町以內に入ることを得す。車馬に逢ふときは互に左右に避け。行人に對し强て乘車を勸め。若しくは過度の賃錢を貪り。或は侮慢無禮の所爲あるを禁し。警視官は臨時車體を檢査し。其他危險の虞あるものは直ちに其の運轉を停止し。乘客をして下車せしむ。自用の馬車と雖ども。路上に在ては猶本則に照依せしむ。馬車の物たる控馭其宜きを得されば。其の危險啻に人力車に倍蓰するのみならす。且其構造の粗なるに至りては。最も戒愼すへきものとす。是れ規則の劈頭に馬車製造檢査の法を揭け。以て本則の骨子とする所以なり。且方今馭者。馬丁は概れ無賴の惡漢にして。或は過大の賃金を貪り。或は駕馭の術に熟せす。其弊鮮少に非す。故に亦條項を設けて之を箝制す。而して本則を以て從來の馬車規則に比すれは。條規を簡約にすと雖も。其の實際に在ては益々之か取締を嚴にし。以て馬車營業に伴ふの弊害を杜絕せんとするに在り。二十二年十二月十二日。自用馬車及荷馬車も。之に準據せしむ。乘合馬車及鐵道馬車の事は各本條にあり。

バジユツ 馬術は。馬に乘る技術なり。神代より馬に乘ることあり。鈴錄に云。馬術殊に古法を失へり。昔の武士は牧士の馬をのる如く乘たり。皆野足なり。然らざれば騎戰はならぬことなり。異國人は皆野足なり。異國の兵書に馬術のこと曾て見えざるは。牧士の如くに馬をのるヿは何も術はなきヿなり。只達者にのるヿと知るべし。關東には牧處々にありて。武士皆牧士の如くなるゆゑ。馬入を關東の長技とす。大坪。八條等の馬術も。戰國の時より馬術の家と稱したるヿは。是は異國の御法にて武士軍用の馬に非ず。馬のふり合を第一とし。威儀の亂れざるやうにするヿなるゆゑ。天子公方の御前にて馬場のりをするには。此術に非れば不ㇾ叶ことにて。戰國の時も是を晴の一藝として嗜なみには學びたれども。軍用には用ざりしを。上方筋には牧もなく。武士騎戰をするヿ下手にて。只途中の足休の爲ばかりに馬にのるゆゑ。鞍の上の平なるを貴んで。大坪。八條等を馬術と心得たるなり。牧士のやうなる乘樣は。元來習も傳授もなきヿなるゆゑ。武士曖になるに隨て。自ら廢れて。今は一統に右の如くなる乘方になりたる也。近來に至て軍馬と名を付て。右の大坪。八條に付添を拵たるは。皆太平の結構と知べし。大坪。八條等の馬術は。元來馬の力には人の力にては勝れぬものと立てゝ。至極に柔なる當りを妙處とすれば。畢竟腫物にさわる手の內のやうなるものにて。馬をさかだてざるやうにするなり。如ㇾ此のり形にては。馬上にて鎗。太刀のわざは決してならぬヿなり。鎗。太刀のわざは。右へなりとも。左へなりとも。一方へのりさがりて。身は馬より外へ出て。鎗。太刀にて強くしたゝかに打ヿなり。是牧士の如く馬をこなして乘るに非ればならぬヿなりと知るべし。且つ馬の仕込殊の外に誤れり。古は馬の肉少きをよしとす。然るに今は肉たくましく。毛並つやのよきを俗眼にて好むゆゑ。馬の飼料過て今の上馬は殊の外に弱し。道中の驛馬は終日荷物を付け上下すれども恙なきに。上馬は關東より京都へ往還すれば。大形は落るなり。異國の飼料の仕形。今時日本の上馬の如くに非ず。第一に草を飼なり。殊に韃子の馬は專草ばかりなり。日本にも古は士に知行處を賜るに。馬の草飼場として賜ると云詞のあるは。馬の飼樣に古今の替あるヿ明なり。馬をせむるヿも。異國にては毎日せむるなり。歩。騾。馳。騙と四段に分けて。五日目に元へもどり。如ㇾ此毎日せむるヿなるを。日本にて五日三日に一返づゝせむる。是により馬手に不ㇾ入。こなして乘るヿをならぬなり。されば今の乘形にては。騎戰に用るヿは決してならぬヿなりと知るべし。且又異國の馬は鼻を割によりて。だいばなどを煩ヿなし。騸馬にするによりて馬强く。くせなく。友馬の中惡ヿなきなり。是等も吟味して再興あるべきヿなり。且又馬に仕込あり。或は喚呭を習し。或は河海を習し。或は夜戰を習はす仕形あるべし。」【かくを入る事】貞丈雜記に云く。一馬を乘るにかくを入るといふ。其かくの字は角といふ字也。鐙のふちの四角なる處也。それにて馬の胴を打つゆゑかくと云ふ也。古はかくを入るといひしを。今はかくをあてる。かくをくれるなどゝ云人あり。雲霞集に。足の大ゆ

びをはりて。鐙のかくをふむべしとあり。かくとは鐙のふち也。ふむ處也。一說に。かくは脚の字也といへども用べからず。角の字を用ゆべし」とあり。今日の洋式には搏車ありて。靴の踵に鋸齒狀を有する旋轉自在なる鐵輪を附し。之を以て腋下腹部を蹴るなり。貞丈雜記に云。凡馬上にて。弓射。又は鎗。太刀等をつかひ。又は組打等するに。すべて馬上の働に鞍を敷くに。常の如く體を鞍の上に眞一文字に敷たるは弱し。其の時は左を前へすゝめ。右を後ろへしりぞけ。すぢかひに鞍をしけば。鞍の上しまりて强し。立すかさずして蟻のとわたりを鞍につけ。居鞍にし。右の如くすぢかひに鞍を敷べし。顏をば眞向に直に見べし。是れ享保年中阿蘭陀國のケイヅルといふ馬の達人。齋藤三右衞門に相傳の秘事也。齋藤三右衞門は御馬屋預り也。享保年中ケイヅルを江戸に留めて。將軍家の仰によりて。齋藤三右衞門ケイヅルが弟子になりて馬術を傳へ受たり。【馬術諸派】明良洪範云。【大坪流】齋藤左兵衞督嫡流の達人は。岐阜中納言秀信の老臣齋藤求馬也。此流を大坪本流と云。其外左兵衞か門人高木志摩守。上田吉之丞。田上左京。此三人に別れ。大坪流天下に流布する事彌以て盛也。田上左京進秀行は。御小姓にて御膳番を兼役す。大阪御陣に御先手へ行て功名せし御告めに依て。奧州岩城領の内へ謫居せらる。然れとも馬術の達人故。奧州にても名を顯はし稱美せられし。今奧州專ら大坪流也。左京進酛流より。人々流儀を學ふ事と成り。夫迄は流儀と云事はなく。たゝ馬數を多く乘は。自然と馬術の妙ありと申傳ふ。」今按するに。明良洪範にいへる。田上左京進酛流より。人々流儀を學ふ事と成云々。是うたがはし。馬術の流派のあるは。足利義滿時代よりの事なれば。ふるき事なり。大坪流といふも。大坪式部大輔慶秀といへるが。此の流の祖なり。此人は足利義滿。及び義持に仕へし人といへり。武術流祖錄に云く。○大坪流始祖。大坪式部大輔慶秀(上總人也。或慶秀始號ニ孫三郎一。又曰ニ左京亮一。仕ニ將軍義滿及義持一善馭。後薙髮而號ニ道禪一。亦能作ニ鞍鐙一。祈ニ鹿島神一夢中得ニ鞍鐙之曲尺一。祕而不レ許レ人。授ニ曲尺畠山中務入道一。自レ古達ニ馬術一者多。然如ニ道禪一者未レ聞レ之。可レ謂ニ古今獨歩一也。五月十八日歿。八十有四。遊ニ其門一者若干。傑出者。村上加賀守永幸。三條殿。浦松殿。畠山宮内大輔。同中務少輔。同掃部介。細川右京大夫。朝日三郎左衞門。長次郎左衞門。熊谷近江入道。同左京亮。圓明坊兼宗。齋藤備前守。同備後守。同八郎左衞門。須田新左衞門。井口次郎右衞門。土肥能登守。增井掃部介等至ニ絕妙一)。○大坪流。村上加賀守永幸(始曰ニ孫三郎一。從ニ大坪道禪一練習有レ年。遂得ニ其宗一。後薙髮而號ニ德全一。二月晦日死。五十二歲。從ニ德全一學レ馭者許多。傑出者。遊佐河内入道。同孫左衞門。齋藤因幡守。同次郎左衞門。同式部丞。同備前守。忍定寺七郎左衞門。用賴四郎左衞門。菱木三郎左衞門等得ニ其宗一)。○大坪中興祖。齋藤安藝守好玄(從ニ齋藤備前守芳連一。繼ニ馬藝之傳脈一。芳連入道者。得ニ村上永幸傳一。雖ニ大坪之支流多一。皆以ニ好玄一爲ニ中興祖一。或人能州熊本城主也云。門人若干。傑出者。佐々木近江守源義賢。細川左衞門佐康政。荒木志摩守元清等也)。○佐々木流。佐々木右京大夫源義賢(彈正少弼定賴之子。而代々相續而居ニ觀音寺城一。好ニ馬術一從ニ齋藤好玄一得ニ其宗一。中村孫兵衞善佐。繼ニ義賢傳一爲ニ精妙一。遊ニ其門一者多。大西木工助吉久獨傑出。後號ニ川齋一。吉久末流在ニ諸州一。推曰ニ佐々木流一)。○上田流。上田但馬守源重秀(從ニ細川左衞門佐康政一。得ニ大坪之傳一。仕ニ富田信濃守信高一。子孫相ニ續其藝一。不レ墜ニ家聲一。世人推曰ニ上田流一。其門加藤勘助藤原重正傑出)。○荒木流。荒木志摩守源元清(攝州人而荒木攝津守村重一族也。後改ニ安志一。習ニ馬術於齋藤好玄一。得ニ其秀一。其子十左衞門元滿。繼ニ箕裘之藝一大鳴レ世。爲ニ台德大君師一。而芳譽徧ニ四海一。其子十左衞門元政。繼ニ其傳一。世人推而曰ニ荒木流一。元滿門。原田權左衞門源種明得レ宗近古達人也。元祿十六癸未年五月三日歿)。○八條流始祖。八條近江守源房繁(東國人也。得ニ馬術之神妙一。中興以來雖下達ニ馬術一者多上。未レ聞下如ニ房繁一者上。故今爲ニ之宗師一。八條六郎朝繁繼ニ其藝一。氏家三河守高繼。遊ニ朝繁之門一繼ニ其統一。君袋監物高胤受ニ其傳一。同出雲守隆胤傳ニ其藝一。後赴ニ奧州一。其門多。篠原織部正淸出ニ其衆一。八條房繁之門。長尾丹後守景家悟ニ八條流奧秘一。屋代玄蕃入道重高。繼ニ景家之傳一。其子左近將監重俊。繼ニ箕裘之藝一。其名高。八條兵部大輔房隆。近江守房繁之弟也。得ニ馬術精妙一。遊ニ其門一者若干。天文年中人也)。○新當流。神尾織部(不レ知レ爲ニ何國人一。得ニ馬術神妙一。號ニ新當流一。寬延年中。水戸家之人大田原和泉守政通。後號ニ大和守一。繼ニ四世正統一最爲ニ精妙一云。寶暦二壬申年二月十三日歿。歲六十有三。其子大和守師正繼ニ其傳一)。○新八條流。關口八右衞門信重(元和年中人也。得ニ八條流妙旨一。加ニ工夫一而號ニ新八條流一。以ニ其術一仕ニ水戸威公一。其子六助信通繼ニ其業一。」右馬術諸流の始祖凡そかくの如し。【女人馬に乘る法】ウマの條に見ゆ。【乘馬の禮】貴人の御前にて馬に乘る時は聲をかけず。かくを入れず。是れ禮儀也。舊記に見たり。享保年中。有德院樣兩番の諸士に馬を乘らせて。上覽ありし時。聲をかけかくを入る事を禁せられたれば。今の公方樣は聲をかけかくを入ること御きらひ也と人々の申せしは故實しらぬゆゑ也。今の武士は弓馬の故實を知らぬ人おほし」と貞丈雜

記にいへり。猶ウマの條を見るべし。【鎧着たる時】も又は鎧きさる時も弓持て馬に乘時。弓持たる手のあけたき時は弓を太刀に懸る也。弦を太刀の足の處に外よりあてゝ。つか頭とさやじりとにて弦をせかせて置也。弓落る事なし。此の體後三年合戰の繪にも見へたり。又新羅三郎義光馬上にて笙をふく體をかきたる古畫にも見へたり。うらはずは左。本はずは右になして。弓のつるをうしろへ廻し。上の圖の如し。太刀をはかざる時は。弓を尻の下に敷也。弓を敷事有可からす。弦を敷へき也。諸書當用抄にあり(貞丈雜記)。【馬上の三つ物】と云は。流鏑馬。笠掛。犬追物也。武雜記に云。三つ物の遊と申すは。流鏑馬。小笠懸。犬追物也。しかるを近代はやふさめ稀なる間。犬。笠懸。步射を三つ物と云也(貞丈雜記)。【馬に乘りおりの時弓杖つき樣】の事。犬追物馬場打寄記に云。馬に可乘樣。先弓を右の手へ取直して。弓杖をつき。我目より少高くかいにきりて。弦を馬の頭の方へなして。弓を立て。手綱を取て。鞍の前輪に左の方の手綱をつよく引つめて。左の大指にかけて前輪をかゝへて可乘云々。用害記に云。【弓杖の內向外向】と云事有。內向と云ふは弦を馬の方へ向けてつきて乘る也。手綱を弓と取りそへて。馬の足と我足と三つかなはにふみて乘べき也。又外向と云は弦を外になして。つきて乘時は手綱をば取りくはへずして乘るを外向と云也云々。法要錄抄に云。乘馬事弓杖をつき。おもかひに取りそへて。弓手にては弓手の手綱を鞍の前輪に取りそへ。馬をつめて乘るべし。弓の本をこして手綱を取りそへてあゆますべし云々。射手方聞書に云。弓杖つきて馬に乘る時は左の手にて左の方の手綱をかいくりて。左の手がたにさして。とりつきて弓杖つきたる右のたておもかいに手綱と弓とを取りぐして乘也。弓もたざる時も。たておもかいに手綱を取りぐしていまの如くにして乘る也。おるゝ時も同。但此儀不審云々。貞助返答書に云。弓杖をつき乘樣。弓と兩の足と三つかなはその儘右の足鐙にかけ可乘。鳥打の少下をにきり。弦は向へなる。乘てやがて本はずを左へまはす。にきりより一尺程上を持へし。つるは上へ成へし。手の外にあり。おり候時。右へ前のことく弓をまはし。弓杖をつきておるべし。同かさ持そへ候時。かさはつるの外也。人さしゆびとたかく指と取そへ持は。かさは左より出べし。弦とかさとの事有云々。昔は馬に乘ほどなれば。必弓を持たざるなし。弓を持て乘には。必弓杖つきて乘る故。のりかゝる時手綱さばきと云事はなし。手綱さばきと云ことは。後代に至て。弓持ずして乘事になりしに依て。手綱捌と云事出來たり。昔の乘方の書に手綱捌と云名目なきは右の故なり。

ハシラカクシ　柱聯は。近世の物なり。其の始は漢土より來りたるへし。和訓栞云。はしらかくし。柱聯を云り。甲乙剩言にみゆ。」又嬉遊笑覽に。柱かくし。漢に是を楹帖といふ。甌北詩集に。金子友來乞㆓楹帖㆒。其家住㆓太平寺旁㆒。門臨㆓大池㆒。余爲書㆓鳥宿池邊樹。僧敲月下門一聯㆒。適有㆓尼菴㆒。亦來乞㆓桃符㆒。僮奴不㆑知。即以㆑此付㆑之。一時見者傳爲㆓笑資㆒。賦㆓此識解㆒とて七律一首あり。五元集拾遺。格枝亭柱かくし。「空や秋水ゆりはなす山おろし」。雅筵醉狂集。ある茶人より。柱かくしに竹をかきたる畫の歌望みければ。「千尋ある陰の杜とかくれてや。浮世に侘の茶湯する宿」とあるを以て見れば。其世間にて之を用ふるは。古代よりするにあらさるを知るへし。

ハス　蓮は。古來世人の洽く愛する所なり。これ其の花の艷美なると。香氣の馥郁たるによれるなり。はちすと云ふは。其の實の蜂の巢に似たるより云ふなり。蓮の種類亦多し。本草圖譜載する所にても。三十有餘種あり。今は増して六十餘種の多きに至れり。巢鴨の栽種家內山卯之助。多く蓮の種類を集て培養せり。大蓮。中蓮五十六種。小蓮六種あり。大中蓮中に。白花類あり。紅花類あり。絞。爪紅。覆輪類あり。白花類の優等品は。雪白八重大輪の白天上なり。白黃千重細瓣の西湖蓮なり。白千重大輪の白萬々なり。紅花類の絕佳品は。本紅八重大輪の紅天上にして。濃紅千重香上々の玉浦。これに次ぎ。本紅千重大輪の紅萬々又これに次ぐ。絞爪紅覆輪類の天竺斑は。紅白絞の大輪。一天四海は。白紅絞の抱咲。肥後絞は。白爪紅青絞にして。皆上等品と稱せらる。肥後絞は。肥後の產にして。文祿。征韓の役。加藤清正持ち來りしものなりと言ひ傳ふ。小蓮は。蓮の小なるものをいふ。錢蓮といひ。又茶碗蓮といふ。蓋し茶碗の中に於きても。猶よく培養し得るをもて。名づけたるならん。白單の小輪を白茶碗といひ。本紅單の小輪を紅茶碗といふ。すべて小輪を貴ぶなり。これ等大中小蓮は。皆瓶中に入れ。培養せし所なり。百花培養集に云く。蓮を植ゑかへる季節は。清明の後をよしとす。根は芽さきより二節つけて。取放し。横になして。瓶の底へ入れ。畑土に豆腐のからを交へ。かたく煉り。瓶の半分ほどに入れて。一日乾かし。しかして水をそゝぐなり。既にかくなしたる上は。瓶を動かすべからず。荅。水中に現はれたる時。動かせば。其のまゝ憔悴して。開花せざる

ものなりと。東京市食用の蓮は。埼玉の舍人。および上總。下總より出づるなり。近來支那產の蓮根を培養する最多し。これを食ふに。柔にして且甘し。上總。下總の產は堅くして。これを嚼むに音あり。普通の人は。皆この堅きを嗜むなり。從來蓮根に二種あり。堅きと柔かなるなり。柔かなるは。これを餅蓮といふ。支那產は。この餅蓮に類せり。支那產の蓮に二種あり。一は蓮根を食ふを主とするもの。一は實を食ふを主とするものなり。我邦人は。實を食はざれども。支那人は。これを砂糖漬にして食ひ。又藕子湯とて實七八粒を煎り。茶碗に入れ。湯をさしてこれを食ふ。味美なり。又藕粉とて。蓮根をおろし粉にして。乾したるなり。恰も葛粉の如し。其の味亦佳なり。

ハゼ　葩煎は。糯米を熬り。其爆脹して。花の如くはぜたるものをいふ。新年の蓬萊臺の包みもの。竝に三月の雛祭に供せり。和漢三才圖會云。字彙云。火爆米曰レ糅。爆者火裂也。攝州天王寺民家。用二河州上糯米穀一。暑濕而熬レ之。爆脹而稃自脫去。潔白如二雪花一。大三四分。輕虛味甘美。小兒食レ之不レ妨。又以養レ魚一とあり。和訓栞云。はぜ。白花米也。經驗方に見え。南史に糲花と見ゆ。米の火にはぜたる也。」又嬉遊笑覽云。はぜの花。近ごろの物にも非ず。後撰夷曲集に。いはふをありて酒もりせし座にて。四天王寺に名だゝるはぜと云ものを。こよりにつけて梅ばちに作りて。是をさかなに今一つとてよめる「冬の中に作れる枝は紙ながら。かくこそはぜの花となりけれ」。大阪胡蝶女と見えたり。天王寺に名だゝるとは。彼十日戎の寶の市にうるを云なるべし。小歌にはぜ袋に錢かますとり鉢さい槌たばれのしと云ふ是れなり。今はこの寶物どもを手遊に小く作りて。小寶とゝなへて賣る。子寶の名詮をとるなり。又歲時記栞草に。葩煎賣。昔は正朔に家內にこれを撒こと有て賣と云說有。また蓬萊臺にもこれを敷といへり。今は白米を用ふ。江戶にては雛祭にこれを供ず」といへり。

バセヲ　芭蕉は。本草に濕草に載す。軟かなる地に植ゑて茂りやすし。春葉を生じ秋に至りて止む。冬根莖枯れず年々發生す。冬を經て大なり。黃花を開く。極めて稀なり云々と大和本草に見え。又東鑑には其花を優曇華と云ふ由記せり。這は云ふまでもなく熱帶地方の植物なれば。本邦に於ては既に花さへ稀なりとす。されど熱帶國にては其實黃熟して味ひ殊に美なり。彼バナヽと稱し。小笠原島。琉球。臺灣等に生じ。西洋料理の果物に供せらるゝもの即是なり。【美人蕉(ヒメバセヲ)】天和年中琉球より渡り。薩摩。日向に多く播殖す。全く別種の花卉なり。

バセヲキ　芭蕉忌は。十月十二日なり。俳諧の正風の祖松尾桃青(芭蕉庵)の。この日大阪市花屋裏に死去せしより。俳人等この日を忌日とす。一に時雨忌ともいふ。

ハタ　旗は。標識なり。儀仗の一にして。軍陣にも之れを用ふ。又看板として用ふることあり。旗の種類多し。和名抄に云く。幡は旌旗の總名なり。旗は細長き旗なり。幖(カサジルシ)。纛(ウマジルシ。マトヒ)。幟(ノボリ)各條下を見よ。旆。旞。旟。旂等は皆支那にありて我邦になし。和漢三才圖會云。文武天皇大寶元年正月朔日。御二大極殿一受レ朝時。正門樹二烏形幢一。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷之使者陳二列左右一。」本朝軍器考云。旌旗の制本朝にしては。何れの代に始るといふ事詳ならず。伊弉册尊神避ませしを。紀伊國熊野の有馬村に葬る。土俗此神の魂を祭るに。花の時には花をもて祭り。又鼓吹幡旗を用ひて。歌舞て祭ると云し事あり(舊事記。日本紀等)。此事神代の遺れる俗とこそ見えたれ。たとへ人代に至り。此等の物出來し後に。此事始れりとも。其因て來れる事は猶ぞ久しかるべき。神功皇后新羅を伐せ給ひし時に。此物始て見えたりといふ人あれど。猶それよりさき景行天皇の御時。筑紫の熊襲が叛しを伐るべしとて。周芳の娑麼に至りたまひしほどに。此國の魁帥神夏磯媛といふ女の。素幡を建て參向しといふ事も見えたり(日本紀に)。されば此物神代にや始る。又人代の始にや起れる。其始はいまだ詳ならぬ歟。凡本朝の俗旌旗讀て波太と云ふこと。波とは長き義なり。太とは手也。手の長くかゝりたれば波太と云へりと。萬葉集註には見えたり。」古の旌旗の制いまだ詳ならず。されど令の宮衞の條に。儀仗軍器といふ事のあるを。禮容に用ふるを儀仗といひ。征伐に用ふるを軍器といふ。すなはち實を同じくして。號を殊にする者なりと義解には見えし。さらば仗旗といひ。軍旗といふ。其號は同じからずとも。其實は殊なる可らず。【仗旗】の制は延喜式にも詳に見えて。古代の圖をも見たりき。かつは近き比行れし儀をば。世の人も又見るに及べり。此等仗旗の制によりて。古の軍旗の制をも想見つべきものにや。たゞ其詳なる說のごときはいまだ見所あらず。」古の時。凡元日。又は御位に即せたまふ時。建られし仗旗。まづ殿前に烏像幢を建つ。左には日像幢。次に朱雀旗。次に青龍旗。右には月像幢。次に白虎旗。次に玄武旗を建て。又左右近衞府陣には。龍像纛幡一旒。鷹像隊幡四旒。小幡四十二旒。左右衞門府陣には鷹隊纛幡一旒。鷹像隊幡二旒。小幡四十九旒。左右兵衞府陣には。虎像纛幡一旒。熊像隊幡四旒。小幡九十六旒を建らる。又大射の時。羅幡阿禮幡

など建らるゝ事あり(延喜式に)。今も猶天子御位に即せたまふ時は。古の儀を用らる。但し近頃は鷹像をば改めて。兕像纛幡を用ひらるゝ歟。かゝる儀を用ひらるる事も。文武の朝廷。大寶元年正月元日より。事始れるやうにいふ人あれど。それよりさき推古天皇の十一年十一月。上宮太子朝廷に請て。旗幟に繪かき。大楯靫など作られし事は。儀衛の爲に備られしとぞ見えたる。其餘舒明天皇の四年十月。唐國の使人難波津に至りし時。船三十二艘に鼓吹旗幟。みな具に整飾て江口に迎しめられしとあるも。又孝徳天皇白雉元年二月。穴戸國より白雉獻りしをうけたまふ日。朝廷の隊仗元會の儀のことしと見えたるも(共に日本紀に)。皆此事ぞと覺ゆる。おもふに文武天皇の御代に唐國の禮をうつして。宮室の制文武官の衣服の色までも定給ひしといひ傳れば。これらの儀制も皆此の御時に至り大に備れるなるべし。

【軍旗】軍防令の義解に。幡とは旌旗の總名也。將軍の載る所を纛幡といひ。隊長の載る所を隊幡といひ。兵士の載る所を軍幡といふよし見えたり。古には凡そ兵士五人を伍とし。五十人を隊とす。將帥の出征す時に。兵一萬人以上にみつるには。將軍一人。副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。錄事四人。五千人以上は。副將軍。軍監一人と。錄事二人を減ず。かく兵の多少によりて。副將軍より下。軍監。軍曹。錄事等の員は。ひとしからねど。必ず將軍一人ありて。其軍の政を司とる。其將軍の上に。又大將軍ありて。彼三軍の命を司どれり。三軍の將の載る所を纛幡といひ。兵士五十人の長が載る所を隊幡といひ。兵士の旗をば軍幡といへるなり。儀仗軍器。其の實は同じと見えたれば。將軍隊長載る所の纛幡。隊幡のごとき。其制は式に見えし所にそ同じかるべき。されど龍。虎。熊。兕の類いかなるものをや繪かきぬらん。其詳なる事は見る所なし(按するに後花園院の御時。上杉中務少輔持房に賜りし御旗の中に。龍を繪かき。虎を繪かける物あり。此物もし古の龍像。虎像等の纛幡の遺制ならんには。將帥。隊長等載る所の幡に。繪かく所も儀衛の物に同じかりしや。猶尋ぬべし)。又鮹旗といふものあり。此の物はまさしく軍旗とぞ見えたる。齊明天皇の御代に。蝦夷の酋長。渟代郡の大領沙尼具那。津輕郡の大領馬武二人に。鮹旗各二十頭を賜りし事日本書紀に見えたり。其制のごときは卜部宿禰懷賢の釋に。私記を引て。師説いまた其の體を詳にせず。師の後説にいはく。今現在此旗の頭鮹のごとくなる故に。なづくと侍り。されど或は其體を詳にせずといひ。或は今現在といふ。一定の説にあらず。今は猶其制を詳にし難し。

【錦の御旗】は天子及皇室の御旗なり。和漢三才圖會に云く。【天子旗】相傳天子御旗用レ錦。長一丈三尺三幅也。織二成日月紋一。日以レ金。月以レ銀(二箇以爲二一對一)。紩纈長二寸五分以二黑革一結レ之。風帶長一尺八寸。其色日丸旗淡紅。月丸旗白緖。一文字絹色亦同。附紐長二尺八寸八分。紅練緣也。下不レ縫處一尺一寸云々。未レ知二其詳一とあり。本朝軍器考に云く。錦の御旗といふ物は。古には聞え侍らぬ歟。元弘の初帝笠置の山に幸ましませし時。此御旗建られしといふ事太平記には見えたり。それより後此旗賜りしなどいふ事。世に傳ふる所多く侍り。其制は日月の像を金銀にて打てつけられしとぞ見えたる。又梅松論には。尊氏將軍持明院殿の院宣申請ふて軍起し。筑紫より上られし時用ひられし所は。錦の御旗に日を出して。天照大神。八幡大菩薩の字を。金にて打て附られしよしゝるせり。又旗の銘しろして賜はる事も。古よりありし事にや。いまだ所見あらず。元弘の末參議右近衞中將源顯家卿を陸奥守になされし時。御みづから旗の銘をかゝしめ給ひしよし。神皇正統紀には見えたり。又山内。上杉の兩家に傳えし。天子の御旗といふ物三面ありき。其一は錦の旗に「[illegible]振海中雲之幡之手仁。東之塵於拂秋風」といふ歌をしろされ(御製のよしを申傳ふる歟)。其餘りには。龍と虎とを畫かゝれたるなり(世に傳ふるところは。龍と虎との御旗にも。おの〳〵銘あり。龍には天子旌旗勢。如三飛作二活龍一。高擡二頭角一處。雲自二八垠一從。虎には六韜舐レ爪傳。三略弄レ牙全。彌猛西山白。清風未レ嘯先と。しるされたりと云ふ也。しかるにはあらず。是は文明の比ほひ。山内の上杉安房守顯定の求によりて。萬里が龍虎を畫かゝれし事を用ひし由。梅花無盡藏

天子旗

に見えたり。然るをかく誤り傳えたりしとこそ見えたれ)。是は義教將軍の代に鎌倉の持氏朝臣討るべしとて。上杉中務少輔持房を大將として。兵を差下されし時。後花園の朝廷より下し賜りしよし。其家の記には見えたり。

【旗號】軍防令に。凡私家には。鼓。鉦。弩。矛。消。具裝。大角。小角。及び軍幡ある事を得ざれと見えたり。されば古時の旌旗の類私の家にある事を得ず。王政やゝ衰て兵革しば〳〵動きしより。私家の旗も出來しと見えし。保元。平治の比ほひに至ては。源平兩家の白幟赤幟などいふ事のみ見えて古の制は其名をたに聞かず。幾程なくて壽永。元暦の後。鎌倉殿天下兵馬の權を掌られて。兵制一たび變ぜしより後は。朝廷の令武臣に及ばず。まして元弘。建武の後打つゞきたる世の亂れに。軍器樣の式も日々に改りて。古の制はかたはかりものこらず。それが中源氏の白旗と云ものゝ始。世に傳ふる所其說多くして。其徵とすべき事は少し。或は其家の祖中務卿貞純親王に。大將軍の宣旨をなされて。月華門混白の幡を賜りしより事起れりともいひ(新編纂圖に)。或は昔將軍に命して出征せしめらるゝ時御旗を賜ふ事あり。其中に手長白旗といふあるを源氏の祖に賜ひしより。子孫其の色を用ひられしともいふ也。貞純親王大將軍に任し給ひしといふ事。其徵とすへき事所見あらず。又將軍の出征す時に。御旗賜る事ありといふ事。いかなる據あるにや。正しき史に見えし所は。齊明天皇の御時。蝦夷の酋長等に。綃旗各二十頭を賜ひしといふ事はあれど。此外に御旗賜りしといふ事も所見あらず。かつは又令に見えし所も。凡大將出征す時。皆節刀を授くとこそあれ。治承四年の秋前右兵衞佐源賴朝追討のため小松權亮少將維盛を大將軍とし。薩摩守忠度を副將軍として。東國へ下されし時。承平。天慶の蹤跡も年久しうなりて准へがたしとて。今度は節刀をは給はす。讃岐守平正盛が。前對馬守源義親追討の爲に。出雲國に下向せし例とて。鈴ばかり給りし由平家物語には見えたり。又建武二年の冬左兵衞督源義貞をして。尊氏將軍を追討せられし時は。治承の例は不吉なればとて。今度は天慶。承平の例を追はれて。節度を下されし由太平記にはしるせり。これらの記に見えし所によれば。將門。純友が亂に。藤原忠文。小野好古等の將軍を。東西にさしむけられしにも。嘉承に平正盛の出雲國にむかひしにも。御旗給りしとは見えず。源氏の祖を將軍となされて出征せしめられしといふ事は。彼の將門。純友か亂に。經基王を副將軍となされしぞ始めなるべき。されど御旗賜りしよしは聞えず(按するに。もろこしの禮に。或は軍敗れ。或は國亡びて。降り服ひぬる時は。必らず素き幡を建つ。我朝の昔もかくぞありける。景行天皇の紀に。周芳國の魁帥が。素幡建しとあるも。神功皇后の紀に。新羅國の王素旗擧しとあるも。欽明天皇の紀に。新羅の大將白旗あげしとあるも。皆これ其事にてありき。されば昔は旗幟の類に。素色をば用ひられざりしと見えし。しかるに將軍の出征する時に。白旗賜る事ありなどいふ事心得ぬ事也)。又源平盛衰記には。平氏赤色を捧ぐ。八幡殿の家には白色を捧ぐ。刑部殿の家は黑色を捧ぐなどいふ落書の事見えたり。刑部殿といひしは義家朝臣の舍弟刑部丞源義光の事なるべし。又源氏の旌旗其色皆白かりしにもあらず。かくさだかならぬ事なれど。源氏白旗を用ひられし事の由は。猶世に傳ふる所もありき。平家の赤旗いかなるいはれありとも。其事の由しるせるものいまだ所見あらす(平氏の祖に。日華門の赤旗を賜ひしなどいふ說もある歟。但し其由をしるせる物をば。いまだ見ず)。常陸國風土記に。黑坂命の葬具儀をしるして。赤旗靑幡交雜飄颺雲飛虹張と云ふことあり。又古人よめる歌共に。靑旗と云ふ物見えしを。靑旗とは葬具に侍るにやと注せしものあり(萬葉集に)。白馬の字を讀みて阿於卒麻と云ふ例によらば。古の俗に靑旗と云ひしも白旗にやありし。然るを後代に及びて源平兩家の旗色となれる事。いかさま其故あるべけれども。いまだ詳なる事を知らず。能知らん人に尋ぬべき事也。」鎌倉殿奥の泰衡を討れし時。千葉介常胤新調の旗を進らす。其制鎌倉殿の曩祖。入道將軍(賴義)の旗の法を用ひたり。其長一丈二尺。素帛二幡を以て造る。上の方には素絲にて伊勢大神宮。八幡大菩薩の字を繡し。下には鳩二つ相對て繡すといふ事東鑑にしるせり(按するに源平盛衰記に。畠山が吉例といひし旗は。八幡殿。武衞家衞をうたれし時。重忠が四代の祖秩父十郎武綱。初參せしに賜りて先陣す。そのゝち惡源太殿の多胡の先生を攻られし時。父の庄司重能がさせし所なるよし見えたり。されば千葉が調進せし所も。其祖の入道將軍。奥の合戰に從がひし時に賜し物を。家に傳へて。其法をうつして進らせしなるべし)。又石淸水八幡宮の寶藏にある所の。源義家朝臣の旗といふ物。其制素き帛三幅を用ひ。二引輌を繪かきて。上の方に八幡大菩薩の五字を書す。其長さ九尺許廣さ三尺二寸許。下の方の當中を裂く事。二尺八寸にして。藍革の紋あるを以て菊とぢしたり。其帛腐敗れしかば。横上等の制はさだかならず。又た上野國新田の後閑が家累代相傳せし。義家朝臣の旗と云ふも。其制白布二幅を用ひ。二引輌を繪かきて。上の方に八幡大菩薩の五字を書す。其長さ九尺。廣さ一尺七寸五分(これは布の全幅九寸五分あるを打合せて。左の方を上になして縫たり)。下の方。縫はづし三尺八寸五分。縫どめの所に無紋鹽草の菊

とぢあり。是も横上の制さだかならず。又鎌倉の補陀落寺に。平家の赤旗と云傳へし帛あり。其長さ三尺五分許。赤帛二幅をもて造れり。其中に九萬八千軍神の六字を書るす。又大和國吉野郡和田村にある所の古旗は。白き帛一幅（帛の幅廣さ一尺三寸五分）。其長さ五尺九寸五分。上の方に天照皇太神宮。八幡大菩薩。春日大明神等の字を三行に書るし。其下に鷹の羽を打ちがへし紋を繪かけり。横上の革をばふすべ革を以て裹み。同じ革の緒をつけたり。是は誰家の旗也と云ふ事さだかならず（これらは古き物共を見るに及びし所なり。詳なる事をば別に圖しぬ。猶も世に相傳へし物とも。我未だしらざる所は。こゝにもれし事多かるべし）。體源抄に義貞朝臣の記を引て。旗は絹布人の好み。家の先規に依るべきか。長は八尺或は一丈。又は一丈餘。神の御名思ひ思ひ。又家の紋ばかりも。旗の竿は長一丈二尺。或は二尋片腋とも云へりとしるせり。又同抄に旗には五丈の練貫を一尺三寸切て笠注となし。其餘を旗に裁つへし。縫たて一丈二尺也と見えたり。すべてこれらは。世の末ざまに出來し。私家の旗幟と見えしかば。其制同じからぬ歟。【旗に繪かく事】推古天皇十一年十一月。上宮太子朝廷に請ふて。旗幟に繪かゝれしをや始とすべき（日本書紀に）。私の旗に【家紋繪かく事】は其始をしらず。鎌倉鶴岡の神殿に二引輛の旗。竝に八幡殿の願書ありし事。太平記抄に見えぬ。岩清水の寶藏にある所等の物。前條に見えし如くなり。さらば義家朝臣の比ほひ。既に旗に紋つくる事はありけり。平家物語。源平盛衰記などにも。其事やゝ見えたれど。其比には大やうは旗幟の色を以て軍をわかつ。こと〴〵く皆紋つけしともおもはれず。畠山。佐竹。久下の人々始は皆混白の旗を差しき。其後畠山は小文の藍革を貼し。佐竹は月出せし扇つけ。久下は一番の字かくこと。皆これ鎌倉殿の仰によりしよし見えたり。其の餘武士の家々にいひ傳ふる所多けれど。然るべき物に見えざる事は。徵とするに足らざるに似侍べり。元弘。建武の比に及ては。家々の紋舉て計べからず。」東鑑に記せし所を按するに。常胤が調達せし所も。當時の旗制には異なる所もありしとぞ見えたる。義家朝臣の旗。平家の旗などいふものを併考ふるに。その制も同じからず。今世に傳ふる古の制なりといふもの。東鑑に見えし所に。大やうはかはらず。其長の長短は定れりとも聞えず。或は二幅或は三幅の帛を用ひて作る（二幅の旗。賴義の旗制これ也。三幅の旗は石清水の寶藏の物。竝に太平記に見たり）。横上とて（横紙ともしるせり）。其幅を張るべき板。横たへて下の方をば其幅を縫合せず。燕尾となし横上の所を。竿の蟬口に結つけて（蟬本ともいふなり）下し垂たる也。又一幅の帛を半よりさきて。横上の左右につくるを旗の手とはいふ鳩居革といふものありと云。これは彼賴義將軍の旗鳩二つ繡せしなどいふ事の遺制なるにや。文永の比ほひ大元の軍入寇して。我國の戰利なかりしに。少貳三郎左衞門尉景資が旗の蟬口の鳩。忽に飛翔しかば。景資八幡大菩薩の影向ならせたまふとたのもしく思ひ。馬はせかへして發つ矢あやまたず。彼國の大將軍を射ころしつ。彼の大將軍をば鳩翔來て擊殺してけりと。其の國の生虜共はいひし由。八幡愚童訓には見えたり。其比迄も旗に鳩を繡せし事もありしなるべし。凡我朝の軍器に鳩のかたち作る事は。思ふに昔神功皇后新羅伐給ひし時。みいくさ戰よはく。彼國の軍強くして。既にかうよと見えしかば。皇后天に御禱りありしに。雲の中より靈鳩三つ飛來て。みかたの楯の面にあらはれ。彼國の軍忽敗れきなどいへる事は。此事の起りにぞあるべき（此事平家物語に見えたり）。山鳩は八幡の御使也など世にいひ傳ふるも。これらの事によりて云るなるべし。」又古の旗袋の式しるせし物は。未だ見る事を得ず。上野國新田後閑家に傳えし。義家朝臣の旗の袋を見しに。誠に古代の物と見えたり。倭錦の赤地なる龜甲の紋あるに。白き生絹の裏を打つ。長さ二尺九寸其幅一尺二寸四分なるを。半より折て中を縫合せて袋となす。左右の縫はづしの所。四寸五分づつあり。其縫はづしの際の紅の二つ打なる緒の二尺餘づゝなるを。折し所と中と二所にて。表の方に見ゆるやうに横さまに刺縫ひて。縫はづしの方にて。緒の餘れるさきをば結びしなり。」義政將軍の代のほど。畠山左衞門督政長。同右衞門佐義就と。故管領左衞門督持國入道德本が家督を爭そふ事あり。康正二年の夏河内國萱振といふ所にて。終に合戰に及。彼等もと一族の中也しかば。其旗同じくして敵味方わかちがたかりとて。政長やがてをのが旗に。乳つけて竿にさしけり。其代の人皆これに傚て。旗の制一變しき。後世にいはゆる乃保利これ也（南朝記傳に出たり）。按するに此制を乃保利といふ事。いかなるいはれにやいまだ所見なし。但し大諸禮にのぼりに乳付る事。竹の本より順につけてのぼる也といふ事のあれば。乳つくる式によりて。かくなづけしにや）。大和國吉野郡和田村にある所の古旗の中に。素帛一幅なる（帛の幅廣さ一尺三寸五分）長二丈一尺一寸五分。鷹羽打ちがへし紋繪かき。横上の所はふすべ革を以て裹み。同じ革の緒付し事等。古旗の如くなるに。又乃保利の制の如くにふすべ革の乳付る事。其數二十五なる物あり。これ正しく古旗に乳付し物と見えたり。古周の代の旗の制に。素錦を以て竿を韜み。纁き帛をその素錦に付ると見えたるは（爾雅註疏）。今世に縫くるみなどいふ制なれば（縫くるみと

ハタ

いふ物は。甲斐の武田の家より出來しなど。世には申歟。其諏訪法性の旗といふ物を見しに。いかにも縫くろみにてはありし。但し孫子の旗などいふ物は。韋を以て乳つくれるなり。されば武田の旗こと〴〵く皆縫くろみ也と。心得し事はよからず」。異朝の制は。昔より我朝の近き制に似てけり。又近き世に大旗。小旗などいふ物は。其幅の多きと少きと。其たけの長きと短きとによりて。かくは名づけしなるへし。小幡といふ物古の式に見えたれば(延喜式に)。特に久しき物也。大旗といふ物は始て平治物語に見えて。元弘。建武の後は所レ見多。たゞ其制昔今の樣かはれるのみにぞあるべき。」以上最詳なる考なり。

【錦旗】又貞丈雜記云。天子の御旗は錦にて日月を付らるゝ事。上古の書には曾てみえず。後醍醐天皇の北條相模入道高時を征伐し給ひし頃より始りしなるへし。太平記卷三(笠置軍の條に)。城の中をきつと見あけければ。錦の御旗に日月を金銀にて打て付たるが。白日にかゝやきて光り渡りたるとあり。又同卷(大塔の宮熊野落の條に)。日月を金銀にて打て付たる錦の御旗を。竿瀨の庄司にそくだされけるとあり(是等の文をみれは。御旗の上に日月をならへて付けられたる也。日の御旗月の御旗と別々にてはなきなり。今川大草紙云。錦御旗をは無官の人にさゝすへからす。太平記卷十一筑紫合戰の條に云。遠侍を見るに。蟬本白くしたる青竹の旗竿あり。されはこそ。船の上より錦の御旗を賜りたると聞えしか實なりけりと思ひ云云。旗竿をみて錦の御旗を賜たるを推量したるにて。御旗竿の拵樣ある事を考ふへし。蟬本白くしたるは白革にて包みたるなるへし)。義家朝臣の旗後三年の繪に見えたるは色白く無紋也。二幅にてすその方二またにせす。旗差の役馬上にてはたを持也。」近時福富元璘の考に。錦の御旗の王師の標識たることは。誰も知れることなから。その權輿。いづれの御代にありけんと尋るに。承久の亂に。後鳥羽天皇より十人の將軍に賜はりしそ始なりける。後醍醐天皇も亦其例を追はれしと見えて。官軍の大將には。必ず錦の御旗を授けらる。然りしより後は。ひたすら此制にならひ。永享。嘉吉の亂。及長祿中。足利成氏を攻られし時。また延德中。佐々木氏を伐れし時も。皆將軍家より奏請して。錦の御旗を給はれり。其御旗にしな〴〵ありて。其の制一樣ならず。異本承久記には。院の御旗赤地の錦に。ひれに。こんかうれう(金剛龍か)を。結つけて。中には不動明王。四天王を。あらはし奉りたる旗。十ながれを。十人に給はりて。私の家々の紋に差そへけり。太平記には。金銀にて日月の御紋をつけたる山みえ。湯川彥右衞門覺書には。三社託宣を書たるとあり。又永享記に。持氏追討の爲に。將軍家より奏請して。御旗を給はりし條に。御旗には。忝くも帝御詠歌を遊ばさる。「待振海中雲之幡之手に。東の塵を拂ふ秋風」。云々と見えたり。小田原記に。上杉憲政越後へ赴き。長尾景虎を養子にし。家傳の重寶を讓る條に。上杉系圖。竝重代の御所作の太刀。天子の御旗等。景虎に讓ると云々。とあり。筑後の五條家には。南朝より賜はりたる御旗二ながれ今にあり。一旒には金烏の紋あり。一旒には玉兎の紋あり。これを日月の御旗と稱すといふ。これらを以て。制作の一ならざるを知るべし。思ふにいづれも時に臨みて。新意を以てつくり出されしものなるべし」とあり。軍器考等の說を補ふべし。又玉石雜記云。旌旗作法八箇條(奧書に大永三年正月日。於二河內國葛井寺一寫得之畢。山本勘助晴幸とあり。即三十一歲の時也)に云。【高旗】云々。昔の旗は吹流はかりなり(信充云。爰に高旗と云ふは。日本書紀。齊明天皇四年。蝦夷渟代郡大領沙尼具那に。鮹旗二十頭を賜ふとある鮹旗なるへし。釋日本紀に。旗の頭鮹の如し故に名付。今現在と見ゆ。今とはト部懷賢の釋日本紀作りし時を云ふなるへし。懷賢は後嵯峨。後深草兩朝の人と云へは。其頃は猶鮹旗と稱たりしか。後に高旗と云ならん。小兒の弄ふ紙鳶を今もたかと呼る國あるにて知へし。但軍器考には鮹旗の制詳に知り難しとあり。今は晴幸の書に依て千百八十六年前の器を知ことを得たり。又按に【阿禮幡】と云旗。內裏式に見ゆ。此高旗と大同小異なり)。今の旗は三幅或は二幅半二幅。長一丈二尺或は一丈八尺なるへしと云々(伊豫守賴義朝臣の旗。素帛二幅長一丈二尺と東鑑に見え。體源抄には義貞朝臣の記に。旗は絹布人の好み家の先規に依へきか。長は八尺或は一丈又は一丈餘。神の御名思ひ〳〵。又家の紋はかりも。旗の竿は長一丈二尺。或は二尋片脇とも云。又は五丈の練貫を一尺三寸切て笠注となし。其餘を旗に裁へし。縫たて一丈二寸なりとも見ゆ。旌旗作法文多けれは是を畧す。たゞ大永三年晴幸葛井寺に住せしをを證するのみ)。一話一言載する所の不傳妙集抄(大河內茂左衞門尉秀元)に。【小旗】とは。さし物の事をいふなり。」のほりといふ事昔いはず。旗を當世のぼりと云也。」指物の色朱にする時は。二幅四方の絹幅の指物三つほど仕立。其朱の內へ雉の玉子の內の黃色なる所を取。玉子一つを朱にませて能すりて絹にひくべし。いつまでも朱の色かはらず。色よく絹もこはばらずして吉也」といへり。

【旗に付ての故實】さて又軍用記に。旗の仕立方。及其品種寸法等の故實を記して。旗仕立る事月は正五九月を用る事本式なり。但急の事には餘の月たりともくるしからず。戊巳。庚申の日をいむべし。亥の日を用ふべし。此日は摩利支天の緣日なる

ゆゑなり。兼日精進三七日。或は一七日毎日行水可有之。瀧の水淸き流れ川の水を用べし。朝日出る時。妻戸の間にて東にむかひて戴へし。若其日東方に惡神ある日ならば。旺相の方に向べし。或は玉女の方に向べし。口傳に曰。惡神ある方とは八方神の方也。千人出て一人も歸らさる方なり。されは出陣門出に深くつゝしむ日也。八方神の方左の如し。甲丙戊庚壬の子辰の日は辰巳の方也。甲丙戊庚壬の午申の日は午の方也。乙丁己辛癸の巳未の日は未申酉の方也。乙丁己辛癸の巳亥の日は戌亥子の方也。乙丁己辛癸の卯酉の日は卯の方也。甲丙戊庚壬の寅戌の日は丑寅の方也。以上八方神の方也。 旺相の方とは旺相死囚老と云事あり。其旺と相の方にむかふなり。春は東方旺也。南方相也。夏は南方旺也。中央相也。秋は西方旺也。北方相也。冬は北方旺也。東方相也。北方は旺相に當るとも北方をは忌むべし。玉女の方といふは其日の支より九つめ也。子の日ならば申の方也。丑の日ならは酉の方也。 以下准し知べし。 玉女は何事にもよき也。旗を裁つ時用意有べき物の事。筵二枚注連(一すし七五三の紙)。裁板(一枝柳)。尺(周の尺但金さしの事也)。 東向の柳の枝にて金ざしを作る。絲(左より右より)。裁刀二(新きを用一つを金剛劔と名づけ。一つを胎藏劔と名づく)。針(新きを用)。御幣(白軍神の御幣也)。桑の弓二張。 蓬の矢一手。葦の矢一手(しやうふくみ)(此六字詳ならず)。 肴の事打蚫。勝栗。昆布。酒。供饗。折敷。洗米。土器。裁時先心中に祈念の次第心經七卷しゆし。咒くはりひの咒。摩利支天の咒。 大小勝金剛咒九字文以上二十一遍。勸請祈念の神伊勢大神宮。八幡大菩薩。其主の氏神。大神宮。八幡宮は軍神也。 旗を裁役人出仕の作法は。ゑぼし直垂を着す。相手一人も同様に出立て。ともにひざまづく。 裁刀をとり金剛劔を内ににぎりて。刀を外の方へ(向て裁て)。後三肴にて三獻。あるひは一獻祝儀あるべし。金剛劔をにぎるとは。弓をにぎる如く大指と次ぎの指にてたがひにつめをはる也。外の方へむくとは。我前へ刀をひかずむかひへ裁やるなり。軍陣には前へ引事を忌む也。三獻の肴神へ奉る分三膳。大將の分一膳。裁役人と相手の分二膳なり。諸兵の分は一つ折敷に三肴を三所に山のごとくつみ。盃人數ほどをゝくつみ置て。めしおしのごとく一人つゝ出てのむなり。大將はなしうちえぼしよろひひたゝれを着て。たつところを御覽せらるべし。旗ぬひとゝのふる次第。先むしろをしき其の上にて縫ふべし。 横にぬふところを右より縫はじめ。左に縫はりをとめずして。こゝのはり右へぬひ。又左へなゝはり縫て絲をはやすべし。又たてさまに縫ふ所をば上よりぬひはじめ。下へ縫下しはりを留る也。 縫調て旗の銘を書加持する事。一七ヶ日或三日也。其後家の紋を書て又よく／＼加持すべし。 旗の銘は定たる事なし。八幡其の外の神名又は何の文なりとも。大將の好にまかせらるべし。紋は銘の下に書べし。銘なきもあるべし。又紋なくして銘計有べし。みな大將の心にまかすべし。 旗かぢし奉る事。劔印をむすんで大勝金剛の眞言中臣祓。竝に秘密の祓をよむべし。 秘密の祓如レ左。一二三四五六七八九十中二十一返。右祓は天下に一人の外無相傳祓也。若傳へは末期に及て子一人に傳ふべきなり。可秘々々。 天子の御はたの秘事とは。此はらひによりての事也。あなかしこ可秘。 旗をはじめて立る時。はたの手を付る儀式あり。 手付の儀式の事家の子旗竿を持參。竿の中程を握りて。せみ本を大將の御前になす時。旗の手の端を揃へてとんぼむすびの中へ上より入ぬき通し。其結を兩方にわけて裁取にとつて一むすび結て。其後右を打返し。左をはひとへにしてひとわにむすぶべきなり(かたわなの事也)。 此時咒文に曰。天上天下唯我獨尊。如此唱べし。 其後旗を庭上に出す。此時旗をは竿に持そへて出て。其日の玉女の方に向ひて指上る時。持たる事をときはなつ。 其時同く咒文をとなへ旗を指上。はたの臺に立納る也。はたの手といふははたに付たる緖の事也。是をせみ口に結付るなり。旗を立たらは。 大將反閇をふみて神に酒を奉り。咒文をとなへ拜禮有べし。反閇の事反閇の條にいふべし。本尊の御前にうづくまりて。三度の土器にくたび入て手向奉る。 其時咒文に云。天上天下唯我獨尊。愛愍納受我軍立勝と三返となへて拜禮あるべし。 其後本座になをり玉ふ時。出陣の時の肴組にて祝儀あるべし。但出陣の時は大將一人祝也。此時の祝は諸侍にも祝する也。 是ばかり出陣にかはる也。御幣あらひ米肴手向奉る前に立てをき。旗裁縫はしめ精進無沙汰なれば。かならず風逆にふき。竿にまとはれなどする時は。一七日加持くわんしよう前のごとし。 旗長さ一丈又は一丈二尺絹二幅也(或三はゞにもすれども二はゞをよしとす)。 色は大將のこのみにまかすべし。旗の寸法は定法よりも少し短くせばきはくるしからず。一分にても定より長くひろくはせぬ事也(はたははたさしの役人馬上にて持ゆゑ。あまりに大なるは持にくきゆゑなり)。 旗の銘かくにすゞりあらひきよめ。墨筆あたらしきをもちゆへきなり。右の外旗のかたち長短等。家々により吉例を用る事なれば樣々あるべし。一色を見て不審をなすことなかれ。 旗袋の事大紋の赤地のにしき。うらは綾等を付べし。長三尺廣さ七寸。但是は袋に縫たる時の大さ也。 筒のごとくぬふて兩方三寸つゝ縫のこしほころばすべし。 縫めの方三所菊とぢを付事。 縫めを下へなしおしひらめ。六ひだづゝひだをとり。兩方合て十二ひだなり。 紅の組緖
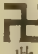
ハタ

を通すべし。緒の兩端八寸つゝ二またにして。ひだの上より穴をあけ緒を引通し。緒の先を一つにとり合せふさをつける。ふさ長さ三寸也。緒の惣長三尺六寸なり。緒を通す穴端より五寸の所にあくるなり。菊とぢは黒革にても藍革にても用べし。二つは縫のこしたる所に付。一つは縫めの所の眞中に付べし。旗袋出陣の時は前にかけ。歸陣の時はうしろにかくべし。はたさしの役人ゑりにかくる也。右旗仕立樣傳來のせつ也。色々むつかしき作法佛神等を用る事は。旗を神にせんか爲なり。右の作法を略して用べきも。人々に依て心次第たるべし。はたぬひ終て軍神を祭る事はかならず有べし。其まつりも。神道を用るも。佛道を用るも。ひと〴〵の好によるべし。旗竿とる次第。靈所の竹の太さ細さを見さだめ。末も枯ざる竹の蟲もさゝず。節間のびたる竹を立なから。七日或は三日加持をして取るとも。其生門の方へとり出すべきなり。加持の時摩利支天九字の文をとなへ印をむすふなり。とり樣は根ほりにも立勝にも兩樣なり。若立勝ならば左刀にて立勝べし。節數は半にすべし丁にすべからず。口傳に曰。靈所とは名高き神社佛堂の地の事也。生門の方とは子の日は子の方。丑の日は丑の方生門也。子の日は子より七つめ午の方。丑の日は丑より七つめ未の方は死所なり。根ほりとは竹の根をほり出して根をきらす。ひげ計をとりさるなり。立勝とは根を切削るなり。左刀とは左刃に付たるなたの事也。節を半にする事二人かたざるこゝろなり云々。旗竿長さ一丈二尺。是は一丈のはたにもちふべし。又は一丈五尺又一丈六尺。是は一丈二尺の旗に用ふべし。但一丈六尺は天子の御旗竿なり云々。旗臺の事五寸角の檜木柱四方に立。長さ三尺六寸。厚さ一寸程のぬきを三所にぬき入れ。はたざほをぬき。十文字の所になしあてゝ。繩にて男むすびにむすぶなり。結めは内になすべし。内とは身方の方をいふ。大將の御前の方なり。竿も内の方に當べし。御旗差の役人は大將の御出の時。中門の内御妻戸の前に伺公するなり。御旗仕立申役人御旗をもち出て。御旗竿の蟬口に付て渡さるゝ時。御旗さしこれを受取大門より罷出。馬に乘る時は御旗をは彼官人にもたせ置。馬に乘て後御旗を取てさし申也。御旗さしの役人は大兵大力にて。強勢なる人をゑらみ勤させらるべし。さなければ御はた自由に取扱がたし。乳付はたの事のほりとも云。是は東山殿御代康正二年。畠山左衞門督長政はしめて旗に乳を付候けるより起る也。旗の長さは前のごとし。乳數は上の横五つ五行にかたどる也。竪の長さ六寸横三寸二つに折くけて付也。但長さ六寸といふは二つに折たる時六寸なり。のばしては一尺二寸也。旗へ一寸五分かゝる也。乳の針めは⊠如此にぬふなり。乳を付るには下の乳より段々順に付てのぼるべし。又乳をば旗と同し絹。又は布又ふすべ革。黑かわなどの類にてもする也。縫め⊠如此するはまんじ卍此心なり。乳付はたの竿は。前にしるしたる竿の寸尺にては短し。旗一たけ半計にすべし。如此にあらざれば竿みじかきなり。上の乳を通す折かけは。鐵を丸く大指ほどの太さにして。まかりがれの形の如く打て。下に穴をあけて緒を通す也。竿には右のかれの通りてめくるほどの大さなるつぼかれを打て。夫に打かけのかれをさし。下の緒をさし下の緒を少しゆるめて。竿にまとひてとめをくなり。又竹にてもする也。身方のはたをば立る横たふと云。敵のはたをば引立るたをるゝといふ。旗を先へやるをばすゝむといふ。後へ歸るをば鷄するといふなり。

ハタ

【旗差】の事。貞丈雜記云。旗差と云は。軍陣の時。大將の旗を馬に乘ながら持つ侍の事也。されば古の旗は長一丈計にて大なる物にあらず。馬上にても持るゝ程にする也。旗差馬に乘る事。源平盛衰記。太平記等に見えたり。武田信玄。上杉謙信などの戰の比より。旗大になりて。馬上にては持れざる故歟。足輕などの背に負せて。步行にてあゆませ。旗の上に綱を付て左右へ引はらせなどし。一つ旗に三四人懸る也。又古は手長旗也。後に乳付旗は出來たるなり。信玄などの比は皆乳付はた也。中納言おなしく頭書に。東鑑卷九奥州攻の條。御旗差見えたり。盛衰記三十八に。中納言の侍に。監物太郎賴賢は究竟の弓の上手。能引放つ矢に旗差頸の骨を射させて。馬より落つ。後三年の繪にも。旗差の侍鎧着て馬に乘て。旗を持たり。盛衰記三十六云。旗差は秋の野すりたる直垂に。洗革の鎧さて。鹿毛馬に黑鞍置て乘る。太平記云。旗さし進て足羽河をはたすに乘りたる馬。俄に河ふしをして。はたさし水にひたりにけり」なとしるせり。按するに。以上軍器考等に據れば。後世幟と稱するものは。旗の變せしものと見えたり。明治維新當時の旗章は各藩の差異を統一して。今日の制に至りたり。

【日章旗】我か國古へ國旗なし。織田。豐臣氏の頃の外國航海船は各〻自家の紋を用ひて。別に國旗なかりしなり。舊幕府に中出哲の考を載す。今之れを抄す。日章旗の事。古へは誰人も用ひしものにて。應仁別記朝倉孝景の日の旗。武德安民錄上杉景勝の日の丸の旗。其他小西攝津守。加藤嘉明など徽章に日の丸を用しもの多し。軍扇に日の丸を付くることも源平時代より行はれたり。寛永十二年造りし安宅丸に日の丸を數多く付けたる幟數本。他の徽章の旗と竝べ立てたり。牧民金鑑に。延寶元年二月廻米船に付ての書付に。御城米船の儀は布にてなりとも。木綿てなりと

も。白き四半(シハン)に朱の丸。其脇に面々苗字名書付之云々とあり。後には廻米船のみならす。官船一般に標章に用ひたるが如し。東寓叢話に。五艘の大船各日の丸の幟を立つ(官船旗號也)云々。北槎小錄に。三月八日(文化四年)晴。揚帆へトカの沖迄馳行に。トマリ會所の方より。傳馬へ日の丸の帆をかけ。十二挺櫓にて追かけ招を上る故。此方にても帆を下け待。間もなく來るを見れは。御船濟通丸の傳馬にて。船頭長川頁助。これは我々エトロフの變をしらすして馳行とおもひ。しらせに來るなり云々。又天保の江戶繪圖に。日の丸を帆の眞中に付たる千石船の。品川灣に入り來るを畫けるあり。前の二書に。日の丸といふを見れは。先の朱の丸は。始より日章に擬したるものなるやも知るへからす。然とも日章旗を一般の官船に立て。又は帆印に定めたることは。一も記錄に見る所なし。苟も新に制定に係るものなれは。確の記錄あるへき筈なるに。之なきを見れは。日章は。從來德川氏の公章にして。舊くより用ひ來りし例あるか故。今之を旗に付るも。帆に付るも。德川氏。即ち公儀の御用船に。德川氏の公章を付くる事なれは。別に書付をも用ひざりしにて。唯廻米船は。元私船に屬せるを。其城米を廻漕するかため。出船より江戶着まて。公章を立てしむるか故に。特に書付を以て達せしにはあらさるか。殊に德川氏か日章を旗章に用ひたるは。唯幕府のみならす。尾州にて。寄合本丸番先手等の指物に朱の丸を付け。紀州にて。赤地に白丸の大纏を初め。家中役旗は大凡金の丸或は朱の丸を付け。水戶にては。紺地日の丸の大馬印を初め。一般役旗に金の輪貫を用ひたり。又曰く。輪貫は日の丸の中を空にしたる象なりと云ふ。輪貫は。葵章の外輪なるへしと思へと。日の丸の中を空にしたる象なりといふ。確かの證據もあるものにや。此輪貫は。幕府にても陣笠の印等に用ひたり。其の理由は何如なる譯なりしや。國民の友に。嘉永六年六月。米艦來朝の時。浦賀灣頭砂白く松青き邊。幕府の本陣を布かれ。葵の紋染め拔たる幕を打まきたる所。左の側に三旒の日章旗は海風に吹靡きたり。是公儀の徽章たる日章旗か。公式的に日本帝國を代表せし始めなり」とあり。此時幕府より警固の爲めに。井伊掃部頭。松平肥後守。松平誠丸。松平下總守の。四家の人數を繰出したりといふことなれとも。將軍の出馬あるへき場合にもあらす。又御名代の出陣もなかりし筈。要するに浦賀灣頭の。幕府の本陣とは。誰によりて布かれたるか疑ふへし。或は井上。林なと云應接掛の陣したる所を云へるか。又此頃已に幕府の陣營に。日章旗を用ふるの制ありしや。如何。江戶會誌に云。嘉永六年十一月。島津家より大船蒸氣船追々製造の上。船印として帆毎に日章を付すへき旨伺出たるに。可爲伺之通。尤帆印等は御國の總印取極。追て可被仰出候間。可被得其意云々と。閣老阿部伊勢守より指令あり。尋て安政元年七月御書付を以て。大船製造に付ては。異國船に不紛樣。日本總船印は白地日の丸幟相用候樣被仰出。且公儀御船は。白紺布交の吹貫。中帆柱へ相立。帆之儀は。白地中黑に被仰付候。諸家に於ても。白帆は不相用。遠方にても見分り候帆印。銘々勝手次第相用可申。尤帆印。竝其家の船印にても。兼て書出置候樣可被致候云々。阿部勢州渡前の指令に。尤船印等御國の總印相極追て可被仰出とあるに依て見れは。是より前異船の來るや既に此議ありしものならん。海軍歷史に云。軍艦諸帆白地中黑之制甚不便を感す。且船印吹貫の制。日本小船に用ゆへしと雖も。大艦にして如斯は實に無用の長物たり。當時實際其不便を覺ふ。終に改頁之發令に及ふ。是安政六己未年正月二十日也。大艦御國總標日の丸の幟相立。公儀にては中帆へ白紺吹貫引揚。帆は中黑を用候積。先年相達置候處。御國總印は。白地に日の丸の旗幟へ引揚。帆は。白布相用候。公儀御軍艦は。中黑の細旗。中帆柱へ引揚候間。諸家に於ても大艦出來次第。家の船印。公儀御船印に不紛樣取調。雛形を以て可被相伺候。又云。文久三亥年八月六日。周防守書付を以て。大目附御目附へ渡す。御國印白地日之丸之外。中黑之旗常に大檣上へ引上置候間。此段向々へ可被相觸候」とあり。按するに。國旗の日の丸と定まりしは。以上諸令の間にあらん乎。嘉永には。日本船印と云。安政には。大艦御國總標と云。又御國總印と云。大艦御國總印といへは。猶船印に止る如くなれとも。單に御國總印といふときは。海陸を問はす。日本國の徽章たるものゝ如くに見ゆ。文久に至りては。御國印と云。益々日本國を標する所の形ち見ゆるなり。爾後日の丸の旗印は評判もよく。いつしか外人間には日章を以て日本の國旗と認むるに至りしかば。後には船印に止らす。陸上にても之を用ゆるに至りしを以て。御國印の名も出たるか。果して然とせは。御國印の下に家々專用の印を立つるの制は。海陸共に素より同一なるへきに。幕府の陸軍は。日章旗を用て。之を視る猶自家專用の軍旗の如く。明治戊辰の正月。幕府の砲兵を見るに。白地に日の丸大旗を立てたり。是歲四月幕府の脫走兵も同し旗を立てたり。或は云く。宗茂將軍征長の時。講武所隊は日の丸を白地の陣羽織の背に付けたり。戊辰の戰爭に脫走の東兵は皆日の丸の旗を用ひ。官軍は菊章の旗を用ひ。別に家々の旗を用ひたり。而して海軍にありては。東西とも日章旗を立て。又家々の旗を用ひたるか如し。」以上中出氏の考なり。明治三年布告第三百五十五號を以て。陸軍國旗章及び諸旗章を定む。五年海軍

省乙第四十一號達を以て。上巳。端午。七夕。重陽に各艦上に國旗を揭げしむ。後五節句を廢し。五年東京府の伺により。祝日。祭日に人民國旗を揭くへきことを伺定め。太政官より其旨を發布す。十年布告第五十二號を以て。外國へ渡航する商船は必す國旗を揭げしむ。今は人民皆之を揭ぐる事を知れり。三十年一月の皇太后の崩御に當り。國民の喪中は。黑布を國旗の巾として。之を旗尖に附せしむるの命令ありたり。以上旗章は國家の名譽を代表するを以て。公使館及在外軍隊及艦隊の旗章に對し。不敬を加ふるものあるときは。國家に對する凌辱事件を以て。之を問罪するを得。艦長の職制に於ても。國旗の名譽に關する事件は。自ら其責に任して兵力を使用するを許せり。明治三年布告第六百五十四號を以て。海軍御旗章。竝諸旗章を定め。各省府藩縣に於て。紛敷印相用申間敷。地方管內外國形運送船には。後檣縱帆桁の端に國旗を揭け。中檣に其省府藩縣の符號旗を揭くへしと達せり。即ち【御旗】錦布金日銀月章。縱七尺八寸。橫一丈一尺七寸。風下餘幅五寸八分。但縱徑は橫徑の三分之二。又橫徑之二十分一を風下の縁に加ふ。日月の徑は縱徑の五分三と定む。【皇族旗】靑地綿布紅日章。縱橫右に同し(制度沿革便覽)とあり。以後四年九月達にて臨時行幸の節旗章の件を達せられ。六年四月布告を以て。皇太后皇后行啓の節の旗章を達せられ。二十二年十月海軍旗章條例を定められ。二十九年十二月改正あり。尋で三十年一月の海軍旗章條例に定められたる今日の制は。【天皇旗及皇后旗】は絹の赤地に菊の紋章を附し。周圍は紫線を繞らし。天皇旗は略々方形にして。皇后旗は旒に對向する一邊は矢筈に切れ込むものとし。【皇太子旗】は紫線なし。以下海軍大臣旗。大將旗。中將旗。少將旗。代將旒。先任旒。司令旒。長旒あり。之を第一種旗章とし。軍艦旗。艦首旗。當直旗。運送船旗。工作船旗。海軍病院旗これを第二種旗章とす。

【軍旗】は。陸軍にありては聯隊旗。海軍にありては軍艦旗を正旗として。共に光線ある日章旗とし。其他陸軍にありては。大隊旗ありて。隊伍整頓及ひ運動標識に用ふ。聯隊旗は【軍旗授與式】に於て。天皇の親しく左の勅語を以て躬ら隊長に下し賜るものとす。「玆に何兵何聯隊編制の成るを告く。依て今其隊旗一旒を授く。汝軍人等協力同心して益々威武を宣揚し。以て我帝國を保護せよ」。而して各隊にありては此軍旗授與の日を。三大節及招魂祭に比する紀念祭日とし。以て軍旗に對し。忠愛の念を養ふの例とせり。【旗手及旗護兵】天皇旗以下皇族旗は平時近衞騎兵馬上に之を樹つるも。盛大の式にありては近衞將校之を執る。兩陛下の大婚式にありて。五十君。橋本兩副官之を執れり。軍旗は聯隊附少尉之を執る之を旗手といひ。兵卒拔劍して其左右後方を護る。之を旗護兵といふ。是等は隊中選拔の精銳の兵士を以てす。軍艦旗は之を檣頭及ひ船尾に揭く。【軍旗の敬禮】軍旗に對する敬禮は軍人及軍隊の最敬禮を以てし。其出入には送迎式ありて。樂隊は「足曳き」の譜を吹奏す。海軍に於ても船室內より甲板に出づる軍人は必ず軍艦旗に對して敬禮を行ふ法とす。軍旗。軍艦旗に對しては人民に於ても之に敬禮を表すべき筈なり。

ハタ 機 は。古事記に。忌服屋に坐して。神御衣を織らしむの語あれば。其始舊し。和訓栞云。はた機は繒(ハタ)物の略稱にて。もと繒をよめり。羽手の義にや。日本紀に出て機も繒より出たるなるべし。にしきばたは花機と見ゆ。しもはたは腰機といへり」とあり。古事記傳に云ふ。波多に二つあり。一つは機にてこは皆人の知れることなり。今一つは服の字を書て布帛の類。凡て織成せる物の總名なり。倭文布(シヅヌノ)を志都波多と云。神功紀に。千繒(ハタ)。高繒。天武紀に。綾羅(ウスハタ)又綺(カンハタ)などある。此らにても心得べし。波登理を服部と書くも此故なり。さて波多織と云にも。機織と服を織ると二つの意あり。云々。細注に。然るを世には波多といへばたゞ機とのみ心得て。布帛の惣名なることをば知らざるが如し。機は布帛を織る具なるを以て。波多物と云べきを省きて。波多とのみも云なり」と見ゆ。工藝志料云。抑々本邦の織工は人々其初僅に身を掩ふに止り。而して雄略天皇の業を勸むるに至て漸開け。孝德天皇。天智天皇。弘文天皇。天武天皇。持統天皇。文武天皇の間に至て業頗進步す。而れども其織出す所未だ多からず。元明天皇挑文師を諸國に派出し。花章を織るの方を傳へてより。諸國の工人も亦始めて花章を織成し以て貢物と爲す。是に於て本邦の織業甚盛なり。諸國の工人は則能く力を紡織に盡すと雖へども。而れども唯調貢の爲めにするのみにして。剩餘を製作して賣て以て利を求むる者甚尠し。朱雀天皇の時に至て平將門。藤原純友。亂を東西に作す。之れに加ふるに海賊。强盜諸國に蜂起し。官物を掠奪し。或は抑留す。既にして事無爲に屬すと雖へども。尙亂世の餘風を承け諸國の織工多く業に就かず。他物を以て錦。綾。絹布等に代ふ。是に於て織業始めて衰ふ。降りて後土御門天皇の時に至て京師及諸國亂あり。爾來正親町天皇に至て百十餘年の間。干戈戢らず。天下の織業殆と廢す。豐臣秀吉海內統一の功を奏するに及んで諸國の織業漸く起る。後陽成天皇の時に至り。德川家康大政を奏央す。爾ありてより以來諸國の織業益々起る。其後再たび世に盛なるや所由往古と異り。往古は調貢に起り。近世は利を求むるに起る。後陽成天皇より今上に至りて。幾三

百年。諸國の工人業に安んじ。或ひは外邦の製を摸し。或は自發明する所あり。而して其織出す所の物。或は輕薄に流るゝ者無きに非らずと雖へども。而れども各く能く其力を竭すに至つては背往古の上に出づ」とあり。去れば紙織の進歩せしは徳川氏に及びて盛なりとす。【杼】和名抄云。通俗文云。受レ緯曰レ䇹。亦謂二之梭一。說文云。杼者機之持レ緯者也。今按即杼字也。比」とあり。和訓栞に。日本紀に梭をひとよむ、李白か詩に機中織レ錦秦川女。云々。停レ梭悵然憶二遠人一と見ゆ。【筬】和名抄云。唐韻云筬(漢語抄云。乎佐)。織具也。」和訓栞に。をさ。筬をよむ。絲の亂れを。治るものなればいふにや。或は筬又柚をもよめり」と見ゆ。絲四十縷を一紀となし。二十紀を緎となす。則ち俗或は八つ半筬と謂ふ者は三百四十縷。乃ち八紀一緎也。四縷を一手と曰ふ。【滕】和名抄云。四聲字苑云。滕(知岐利)。織機卷レ經之木也。和訓栞に。ちぎり。日本紀に巾をよめり。物の緒などしめる具にいふ。滕より出たる名成べし。其形の似たる也。りうごといふも同じ。禮の檀弓に衽と見えて。鄭注に小要と注せり。其義ちぎりしめの下にみえたり」とあり。【綜】和名抄云。野王案。綜(閇)。機縷持レ絲交者也。箋注云。按今關西俗呼二加左利一關東俗呼二加計以登一」とあり。【臥機】和名抄云。楊氏漢語抄云。臥機(久豆比岐)。箋注云。按是麻繩爲レ之。縛二著織人之足一。隨二足之屈伸一。令二萬爾岐仰俛一之機。關東俗所レ云須曾乎是。肥後俗今猶呼二久豆比岐一蓋沓引之義」とあり。和訓栞に。豫州にて小兒の咳喘にて。いひ〱いふをくつびきおこりといふ。おこりは古にいふたぐり也」とあり。【機躡】和名抄云。辨色立成云。機躡(萬爾岐)。箋注云。按是仰俛令二綜上下一之物」とあり。和漢三才圖會に。機躡橫二小竹一挂二之綜竹一。以二左右足拇指一更躡レ之。故名レ之。下機者機頭以二木條一作レ之。形如二丁字樣一而出二手一縛二綜竹一。其稍著レ繩絡二織人足踵一。引レ之低緩レ之仰。亦如二招手一故有二招之訓一。【筀】和名抄云。說文云。筀(久太)。維レ絲管也。辨色立成云。管子」とあり。【織梭】和名抄云。孫愐云。織梭(非乃阿之)。機之卷レ縉者也。箋注云。按梭兩端其形似二猪蹄一故名。今關西俗呼二非乃都米一。或呼二岐奴萬岐一。關東俗呼二萬倍賀夏萬岐一とあり。以上古來用ひなれたる機織器械の名稱なり。尙紡績及織物の條を見るべし。

ハタイタ　鰭板。(カキを見よ)

ハタケ　陸田を。ハタケといふは。畠に植る毛の義なり。新井白石の東雅に。畠ハタケ。義不詳。日本紀に。畠の字讀てハタケといひ。耕麥之田と注せられたり。和名抄には。日本紀師說を引て。ハタケと讀み。別に畠の字を出して。續捜神紀の南畠種豆といふ事を引て。畠一曰陸田。ハタケと讀むと注したり(陸田とは水田に對しいふなり)。されど畠の字訓。古之書等には見えず。是古の俗字なるへし(ハタエといひ。ハタケといふ。エとケとは則轉聲也)。又和名抄に火田の字を出し。漢語抄を引て。ヤイハタと讀み。また畬の字をもヤイハタと讀て。唐韻の火田也。不レ耕而火種也といふ說を引けり。ヤイハタと云は火種の田の義也。ヤイとは燒也。ハタとは治田也。古の時に田を治る事をハルといひけり。ハルとは開也。墾開の義也(延喜式に信濃國更級郡にます治田神社。治字讀てハタといひ。又近江國栗本郡に。治田の鄉あり。和名抄に讀てハタといふ。又國史に小治田。小墾田の字ともに讀てヲハリタといひ。また菑の字讀てアラキハルといふも。又皆此義也)。又俗に畑の字も用ひてハタと讀む。此字又見る所なし。我國の俗。火田の字によりて創造れる所なるへし」と見えたり。

【畠年貢】のこと農政座右に。畠に租あることは令にも見えず。田園類說曰。地方問答に上代は人少にて田方第一にて。畠には雜穀野菜抔少々作る故。畠少く野廣し。故に無年貢なり。中古以來段々開き年貢は金納に永取下免也。按に。畠方永取の始り知れず。上代は畑方無年貢と云ふ。往古は知らず。東鑑養和二年四月。可レ令三早停二止供僧禪宥在家作竝自作麥畑一町地子一事とあり。之を見れば無きにはあらず。」秀按に。所レ引の東鑑は。治承六年八月五日の條に見えたり。年月訛れり。且それよりもいと古くあることなり。續日本紀養老三年詔。給二天下民戶陸田一町以上二十町以下一。輸二地子一段粟三升也とあり。この以來地子ありて。東鑑の頃まで之に據りしと見えたり。野々宮定基卿は。公廨と云もの畑年貢のことなりと云へり。何によられしや知らず。地方落穗集に。嵯峨天皇弘仁二年菅清公內麻呂空海に命して。稅賦徭役等のことを制す。此時より夏の麥を以て正稅の如くに納めしむ。是又民の衰弊を起す云々。所謂今の夏成也とあり。何に據ることを知らず。恐らくは杜撰の說ならん。予は信ぜざるなり。畑取米。金一兩に二石五斗代に定まりしことは。何の故を知らず。或曰是は假り取米と云ふものにて。眞の米にはあらず。故に其價廉なり。關東土地薄きがゆゑなりと。或曰。寬永。正保の頃米價廉なるを。今に至るまで其まゝ因循して用ひたるは。有司の訛なりと云へり。其說孰れか是なるや未レ詳。田園類說には。永高貫代の定法ありて。たとへは關東田方一貫文は。籾五石故。畑方は錢にて取なり。此時は籾納めなり。後米納になりて。今は米二石五斗と云もの。關東畑一統の通法と成たれとも。諸國貫代の內の一つなりと云へり。地方算法集。田畑永取も反取

米の仕出にて。上畑は上田反取米を二石五斗代の永に仕たるものなり。是古來の定なれとも。當時は米高直なれば。斟辨あるへきことなり。按に畑永二石五斗代と云は。關東畑方の通法のみにあらず。元來永一貫文は。糀五石の高より始まりて。今は知行渡りの結ひの定法となる。米直段時々の高下を以て容易に上け下けは成がたし。外に考への入べき事なりといへり(按に地方一様記曰。奥州白河會津長沼三石二斗替。仙臺五石替。福島七石替。出羽米澤六石替。下野宇都宮三石替)。田政考證曰。寛永元年以前は。水戸領五石代。二年丑より四石代。十四年丑より二石五斗代になる。當時の米價により定められしこと明かなり。秀按に。寛永。正保の廉價にて眞米と見ること。續紀の地子粟三升より來りしなれば。其理はこれあるべけれど。關東薄地畑の益少し。民の一息を伸ぶるものは。この廉價あるのみなれば。たとへ理ありとも。必高下すべからず。殊に田米の豐歉により價も高下あることなれば。其價を以て畑より收むるものまで高下するも如何なり。其起りは兎もあれ角もあれ。關東の通法動かす可らずと心得たるこそ宜しきなり」といへり。右畠年貢の大概を知るべし。

ハタゴ　旅籠。(リョジムヤドを見よ)

ハタモト　旗下の名稱は。足利氏の末より起れり。武士割據の頃。所在の大名隣國と戰ふことあれば。近傍の小名は之に加擔して。其の旗下に馳せ集り。指揮を受く。徳川氏の將軍となるや。舊來の大名は各々其の領地を有し。徳川氏に屬したる小名は。徳川氏の領地の内を賜りて之を領し。常に江戸に居れり。之を大名に對して旗下と云。一萬石以上を領するに及べば。大名となり。以下は之を旗下衆と云ふ。又た元より徳川氏の家人たりしものは。土地を賜はらずして。徳川氏より米穀を給せられ。江戸に住す。之を御家人と云ふ。御家人昇りて知行を給せらるゝに及べば。之を旗下衆の列に入るゝなり。當時。諸侯の臣は之を陪臣と云ひて。其知行は多くとも。旗下よりは輕蔑せられたり。ヨリアヒ。カウタイヨリアヒ參看すべし。

【旗下風俗】舊幕府に曰く。旗下と云へは八萬騎。八萬騎と云へば一切平等にして皆殿樣育ちと思ふ者もあり。或は又諸大名の士分位に思ひて輕く考ふる者もあり。一言に約すれば輕重ともに其正鵠を失ふこと多し。旗本には九千九百石の家もあり。百石或は百俵の人もあり。大名に劣らざる領地あるも旗本なれば。一僕さへも雇ひ難き程の旗本もあり。第一は三千石以上。第二は千石以上。第三は五百石以上。其他の小階級は役により家格により其差枚擧に暇あらず。戊辰瓦壞以後に徳川の臣と稱して明治の代に時めく人は。二三の人傑も數十の紳士も。殆ど皆千石以下何百何十俵の士分なれば。かの殿樣には非ざる人々にして。元より幕府の樞機には關せし事なく。二三の知名の人さへも戊辰前四五年より政務に容喙せし位なれば。他は今日の奏任官程の役人或は海陸軍出身の人々なり。此人々は家系は參河以來の姓なれども。其血統は日本國中東西南北より入來りし例の株の賣買より身を起せし者なりき。玆には先づ三千石以上の家風家政の一斑を記載す可しと雖。是とても家により多少の相違はある者と知る可し。【家系】元和偃武の頃より十三四代連綿と相續して。遠く溯れば足利の中葉までも祖先の墳墓の所在を知る家あり。家系に至ては擧る大名よりも旗下の方家聲高き者多し。山名。最上。岩松。那須を初とし。柴田。瀧川。天野。小堀。富田等の名流多し。【血統】十萬石以下の大名と緣組を爲し(時には京都堂上方の公達國主の庶子なとあれど。或は一門の養女と爲し或は實家を全く秘して緣組せり。公卿とは許可されず)。旗下より緣組するは高祿の家のみなれば。自然大名の品格を具へたり。【家政】家老(重役と稱す)。給人。中小性。側用人。奥用人。納戸役。近習役。勘定方。祐筆。地方役人。藏元締。子女の附人(保傅)。目附役。吟味役。廣敷番(玄關詰)。武藝師範役。醫者。繪師。徒士。足輕。仲間あり。出入用達(諸物品或は金銀融通)あり。純然たる小政府の機關を具ふ。三一(サンピン)といはれし寒士に非ず。かゝる家には渡り者(士奉公の者)を使はず。多くは三代相恩の家來にして。在所(領知)江戸ともに上下百餘人の士。足輕を養なひ。勤番の士(領知の士)年々江戸に上るあり。在所には陣屋を設け。侍屋敷數軒あり。米藏あり。牢獄あり。國札發行の會所あり(旗下の領知にて死刑を執行すること能はず)。地方には大庄屋。庄屋數人あり其正の任に當る。交代寄合の外は主人は領地へ往來することなし。又江戸の屋敷は二三千坪餘にして長屋を周圍に建て。書院。表座敷。居間。用部屋(内閣)。使者の間。表玄關。内玄關。詰所々々を設け。毎日主人は重役より家務を聞き。時に用部屋に入りて相談することあり。斯の如き家にては。主人勤務あれば日々登城すれども。然らざれば式日等の登城の外は。多く家來を出して諸見附(城門)の番を勤むるなり。」屋敷は中下二邸を表向きには有せざれども。抱へ屋敷と稱し下屋敷(別邸)には觀る可き泉水等ありき。【奥】奥表の出入頗る嚴重にして。鈴の口(表奥の間)あり。夜は内外より閉す。中奥とも云ふ可き主人燕居の間あり。奥には祝ひの間。奥方の居間。化粧の間を初として佛間抔もあり。女中部屋は廊下傳ひに遠く離れ。更に奥の玄關あり。奥にては老女。側女。小姓。祐筆。吳服の間等あり。奥表と

もに箱庭的の小幕府を設けしものと知る可し。親戚もし大名多ければ。自然に感化せられて百事重々しくなり。主人もし君側に仕る役なれば公方樣然たる金魚。小鳥などの娛樂に流る者ありと云ふ。【次三男】次三男と雖も門外に輕々しく出つるとを能はず。手輕く他行する時も近時は饅頭笠など冠り。必ず家來一人と草履取一人を連れしなり。幼年の者などは。春秋に佛參をするか或は親戚など訪ふの外は自邸の庭にて遊戲するのみ。家風の手重き所にては。仲間の如き下僕には風の絲目も持たせず。御相手と稱する侍童を友とするなり。家風よきは弓馬鎗劍を習ひ聖堂の素讀吟味に及第するもあり。兎に角次三男は嫡子の如く尊敬せられざれども。養子に行く身分ゆゑ。其人の運命に由り實家よりも數等上の主公となる事もあり。一ト口に旗下の次三男と稱せしは三千石以下は勿論千石以下の者と知る可し。文武兩道ともに。水野越州の改革後。特に亞米利加渡來以後より盛になり。心懸け能き家にては教育に注意し。寒稽古の劍術。柔術等には拂曉より稽古場に出で。朝飯後は經書の素讀講義習字をなし。午後は講武所等にゆきて。武藝を練磨し。幕末には組合ひ銃隊と稱し。旗下の家來を團結したるものありたれば。士。徒士。足輕を以て一小隊乃至二小隊を作り。號令の稽古など爲したり。

ハチジフハチヤ　八十八夜は。立春の日より數へて八十八日目を云ふなり。農民播種の季節に當れど。此夜までは降霜あるをもて。强からざる植物の爲めに溫床を作りて播種し。又霜除をなせど。八十八夜の分れ霜と稱して。以後降霜なしとなし。溫床の蓋を除き。畑に植出し。接木は覆を撤するなり。

ハチスケ　八介の官名。鹽尻の載する處左の如し。大内介。秋田城介。富樫介。非伊介。上總介。千葉介。三浦介。狩野介。

ハチダイヂゴク　八大地獄とは。等活。黑繩。衆口。叫喚。大叫喚。焦熱。大焦熱。無間を云ふ。

ハチダイリユウワウ　八大龍王とは。一難陀。二跋難陀。三娑伽羅。四和修吉。五德叉迦。六阿那波達多。七摩那斯。八優鉢羅を云ふ。

ハチタタキ　鉢扣は。鉢を叩きて錢を乞ふ僧なり。舊本今昔物語に。阿彌陀の聖といふ者として行ふ法師有けり。鹿の角を付けたる杖の尻には。金の杌にしたるを突て。金鼓を扣て萬の處に阿彌陀佛を勸め行きける云々。此聖古畫に往々見えたるか。其さま有髮なるもあり。撰集抄に。播州小屋野にて。髮生ひたる僧。むしろを着。足手泥によごれたるが。さゝらすりて居たるをいひ。又自然居士。東岸居士なども頭を剃らず。さゝらすりたること其傳に見えたり。鉢は瓢を用ゆ。みな乞食の所作なり。自然居士舊跡は山城東福寺龍吟庵の東溪に在り。居士は南禪寺開山大明國師の徒弟なり。自然居士は法相を學び。後に大明國師の弟子となり。東山に住す。泉州自然田村の人なり。龍吟庵は國師の本栖なり。雍州府志悲田寺條に纐纈下卷を引て云ふ。小兒棒空一個云々といへり。類書纂要乞丐條。隱頭仰レ面操レ瓢而乞など見えたりしは。かしこもひさごもて米錢を乞へるを同じ。瓢は水を汲に用故に。水くむ器は竹木にて作れるもひさくと云ふ。瓢のをなり。勸進ひしりの諸の勸化にひさくを用ゆるは件の故なり。又むしろなど着たる僧を大かた暮露といへり。塲鴫曉筆第三草花の論に。夕がほは云々。はてには暮露人といふものにかはれて。人の家ことにかしらをたゝかれし有樣。南無三寶いふばかりなしとあり。是後世の鉢扣なり。七十一番職人盡なる鉢扣は殊に賤しげにて。鹿角の杖を地に立て。瓢を敲く處をかけり。其歌「うらめしやたがわさつのぞ。昨日までこうや〳〵といひてとはれば」。判云。鉢たゝきの祖師は空也といへり。わさつのも此道具といへり。てうや〳〵を一本にくうやと有はわろし。空也の音こうやといふべし。この歌來をこうといひかけたるなり。後には杖をばもたで。鉢ばかり扣くをとなれり(其後は茶筅をも賣れり)。昔より笠は着ず。一休和尙のこれが讃にも。晝不レ笠兮夜不レ齒。東西南北自由身。京雀に。四條坊門通たゝき町南行に鉢扣の住侍るも。空也上人の跡なり。極樂院と名づく。此間に獵師鹿を殺したるが。發心して空也の弟子となりし古事有。念佛となへ瓢簞を扣き修行しける故に今も鉢扣と名づけて。ふしなつけて申なる事は。空也上人の作りて教へ給ひし法語なり。かの杖につけ給ひし鹿の角は。今も極樂院の什物として。去る頃後光明院崩御の御中陰に。此處より鉢扣十人打つれて般舟院に參り。念佛となへ諷吟しける時に。かの角をさゝげて白洲に立ちたりけるを。まのあたり見侍る。世にたぐひもなく大なる五支の角なり。又常には鉢扣ども茶筅を作りて賣なり。鉢扣の歌「諸法實相ときく時は。岑のあらしも法の聲。萬法一如とくわんすれば。はまの螻蟻も佛なり。佛は三世にましませと。かゝるひくわんは賴みなし。ひくわん教主の釋迦だにも。ねはんの空にかくれます。ましてや凡夫の愚にて。いかで無常をのがるべき。無常眼の前にきて。火宅を出よとすゝむれど。名利の心つよければ。聞て驚く人もなし。人は男女にかはれども。赤白二つに分られて。生ずる時も唯ひとり。死するやみぢに友もなし。東岱前後の夕煙。北嶺朝暮の草の露。おくれ先だつ世のならひ。只何事も夢ぞかし。となふれば佛も

我もなかりけり。南無阿みだ佛〳〵。」鉢をするに竹瓢を用たる證は。茶筅を鬻ぐにてもしるべし。寶倉に。茶に鷹爪の名有ば。【茶筅售】は鷹の羽の袖をかつぎ云々。そのかみの畫を見るに。茶筅うりの十德の紋。大なる鷹羽付たり。「彌兵衛ときけば哀や鉢扣。素堂」。「鉢たゝきいかにうき世を茶せんがみ。超波」。陸奥の人に聞しに。そのあたりにては。こも僧茶せんを售と云り。是今も賣たる茶をたてゝのむ故なり。

一話一言所載。空也僧鉢敲考(敝鞋雜誌之一源美成編)。空也上人繪詞傳卷の上云。上人夫より僧正谷に御歸ありしに。道に一人の武士あり。聖御覽じて。汝いかなる者ぞと宣へば。我は平定盛といふ者なりと答ふ。上人の云。手に持たるもの共不審なりと宣ふ。是は僧正谷に集る。鹿。猿を射殺し。角皮を取たりと答ふ。」上人御涙をながし。念佛を唱へ。回向し給ひて。年月我に宮仕したる獸也。其角を我にあたへよと仰ありければ。定盛。感涙肝に銘じ。弓矢を捨。今より後。後世菩提に入奉らんと深く歎き。妻子をすて。上人の御供申。修行に出べきと涙を流しいひければ。上人宣ふやう。妻子をすつれば。慈悲の殺生なり。妻子有ながら有髮にして衣を着し。教へにまかせ身を捨て。念佛修行せよと宣ひて。御衣をたび十念を授られしかば。御弟子となる。其時上人しめして云。念佛を修せん其樂み。此中にすぎずと宣ひて。一瓢をあたへ給ふ。夫より教をたがへず。有髮にして衣を着し。一瓢にて寒中の行おこたらず。和讃稱名をとなへ。念佛修行して衆生を勸るものなり(右空也上人繪詞傳全部三卷。親王方及び殿上人等。かゝせられ。圖は海北友雪なる由。引用する所一條は。宮内卿筆なり。是今の空也僧。鹿杖を携へ。瓢を持てるゆゑ由の淵源也)。空也上人繪詞傳卷の中云。上人村上天皇の御宇に。天暦五年平城こと〴〵く溫病をうけ。屍山のごとし。なげきかなしむ泪海を傾くるが如し。上人。是を憐み給て。祇園牛頭天王へ御參籠まし〳〵て。御告をうけ。淸水寺にして。御長一丈の十一面觀音を自作りて。車に乘て自引廻し。御念佛をとなへ。茶を煎じて茶筅にてふりたて。觀音に供じ給ひ。それを溫病の人々にあたへ給へば。悉く病ひなをり侍りぬ。上人。念佛をすゝめ唱へさせ給へば。忽ちに病苦やみぬ。貴賤萬民よろこぶ事限なし。帝聞召て。神農本草經に。衆生の病を治せん爲に。草木の味をなめわけ給ふ。日々に七十の毒草にあたり。茶をのみて蘇生せしかば。今溫病を茶にて治する。其いはれある也。まして觀音の冥助あるをや。自今以後。元三に屠蘇より先に茶を立。觀音に供じ。加護をうけ。是を服せんと有しかば。上をまなふ下萬民。是を用て王服と號し。元三に茶湯祝よろこび奉るなり。それより宗派茶筅を業とす(此條庭田中將重增朝臣筆也。是今茶筅をひさぐ由の起原也。六誹園立路が隨筆に。銀瓦といふものに。茶せんはせんじ茶に用ふる茶せんにして。腰のからげいと赤き絹絲也といへり。江戶にては末茶にのみ茶筅は用れど。在鄕にては今に煎じ茶を。茶筅にて立。服す由きけり。手造の茶にてその氣の烈なればなるべし)。雍州府志卷之四。寺院門云。極樂院。號㆓紫雲山㆒。在㆓四條坊門㆒。爲㆓淨土專念宗㆒。古在㆓櫛笥通四條㆒。故稱㆓櫛笥道場㆒。空也上人之開基。而則安㆘置所㆓自刻㆒之肖像㆖。此院内一老稱㆓上人㆒。不㆑食㆓魚肉㆒。不㆑携㆓妻子㆒。剃㆑髮着㆑衣。其餘十八家者。不㆑剃㆑髮。携㆓妻子㆒。常製㆓茶筅㆒賣㆓市朝㆒。相傳。空也夜々修行。唱㆓念佛㆒巡㆓洛邊㆒。暫住㆓貴布禰㆒。于㆑時每夜鹿來鳴。上人甚愛㆓其聲㆒。爲㆓閑居之友㆒。一夜不㆓來鳴㆒。心怪㆑之。翌日平定盛來告曰。昨夜於㆓此處㆒殺㆑鹿也。上人大驚且悲。乞㆓其皮角㆒。皮爲㆑裘着㆑之。角挿㆓杖頭㆒。爲㆓遺愛之物㆒也。定盛亦悔㆑之愧㆑之。終剃㆑髮爲㆑僧。今十八家其裔。而所㆑着衣。定盛曾平生所㆑着狩衣之袍直爲㆑衣。至㆑今存㆓其遺風㆒也。各々(本ノマヽ)衣每夜巡㆓洛外墓所葬場㆒。各以㆓竹杖㆒扣㆑瓢。高聲唱㆓無常之頌文㆒。是爲㆓修行㆒。俗稱㆓鉢敲㆒。疑古扣㆓所㆑携之鉢㆒。近世以㆑瓢代㆑之者乎。依㆑之此門前謂㆓敲町㆒。」右府志は。黑川道祐所著也。此一條後日次紀事卷四。十一月十三日。空也上人光勝忌の條にみゆると異なる事なし。紀事も亦道祐が作なればなるべし。其いふ所詳なるに似たりといへども。平定盛の一件繪詞傳の說によるを是なりとす。又近世以㆑瓢鉢にかへるならんといへるも。ひが事也。鉢扣は空也僧のみにあらず。今乞兒の瓢を扣き。錢をこへる事いと古し。その中ことにふるきは。融通念佛緣起に出たるを見るべし。この緣起は應永年間のものなれば。もとより瓢なる事疑ふべからず。」諸國奇遊談云。鞍馬山西二町ばかりに。御所檀と云地あり。往昔こゝに空也上人。住玉ひしといふ。さるから今に至て。四條坊門。油小路の西なる。極樂院空也堂。世人鉢敲といふ。此寺の人々。つれに茶筅を製して業とす。法會。又は常にも市中を瓢を打扣き。佛名をとなへ躍る事也。其瓢をたゝく壹尺計もあらん。細き竹は。必此御所檀に生る小篠を取て作ると。古實也といふ。風俗文選卷之一。去來鉢扣云。師走も二十四日。冬もかぎりなれば。鉢たたき聞んと。例の翁のわたりましける。こよひは風はげしく。雨そぼふりて。とみにも來らず。いかに侍わび給ひなんといぶかり思ひ。「箒かせ眞似ても見せん鉢扣」と。灰吹の竹うちならしける。其聲たえ也。火宅を出よと。ほのめかしぬれど。猶あはれなるふし〴〵の似るべくもあらず。かれが修行は瓢簞をならし。鉦打たゝき。

二人り。三人り。つれてもうたひ。かけ合ても謳ふ。其唱歌は空也の作なり。かくて寒の中と。春秋の彼岸は。晝夜をわかず都の外。七所の三昧をめぐりぬ。無縁の手向のたふとければ。かの湖春も。わが家はづかしといへり。常は杖の先に茶筅をさし。大路。小路に出て商ふ。業かはりぬれど。さま同じければ。たゝかねときも。鉢扣とぞとは申されける。或はさかやきをそり。或は四方にからげ。法師ならぬすがたの。衣引かけたれど。それも墨染にはあらず。多くは萠黄に鷹羽うちちかへたる紋をつけて着たれは。「月雪に名は甚之丞」と越人も興じ侍る。されは。其角法師が。去年の冬。ことしく寢覺はやらじと吟じけるも。ひとり聞にや。たとへざりけん。打とけて寢たがらんは。かへり聞んも口をしかるべし。明して社との給ひける。横雲のかげよりかしひたる聲して。出來れり。げに老ぼれ足よはきものは。友どちにも。あゆみおくれて。ひとり今にやなりぬらんと。翁の「長嘯の墓もめくるか鉢扣」と聞へ給ひけるは。このあかつきの事にてぞ侍る。この文にて思ふに。府志に。各々衣上有紋。是俗體家々の紋也といへるはあやまり也。鷹の羽の打ちがへたる紋と覺ゆる。そのよしは。次にのする伴蒿蹊がいへるを見るべし。閑田耕筆卷之二云。鉢たゝきといふもの。四條坊門。油小路。極樂寺より出づ。住僧は法衣を着。袈裟をかけて。淨家の和尚の樣なり。是は一﨟とて。其下はつれの半剃たる頭にて。法衣の上み計とみゆるものを着る。いとあやしき也。然るに貞享の頃の板本にて。いろ〳〵の人品を繪きたるものには。素袍の上に。鷹羽の紋つきたるを着たるさま也。其後よく知る人の話をきゝしに。衣の上みのごときものに改めしは。元祿以後也。彼鷹羽の紋も。定まれる事。萬歲の橘の紋のごとしとなん。是は俗形相應にして。改たるは異ざま也。耕筆には。たゞなにとなく。鷹羽の紋とのみいへり。去來が辭には。打ちがへ付る由見ゆ。鄰松といへるものゝ畫がける群蝶畫。英といへる草畫の本二卷あり。その上卷にのする所空也僧の圖あり。是には茶筅をかたけ。衣に鷹の羽を三ツ竪に竝へ付たる紋也。何れか是なるや知らず。茶筅賣る鉢扣の古圖。くさ〴〵あれど。さして異りたる事なければのせず。その外。京童花洛細見圖にも。鉢扣歌。「よき光ぞと影たのむ〳〵。たのむちやのキヨモ。ほとけの。キヨヒヨン。あひつのさとキヨに。むつのくに。けり。キヨヒヨン。ひやうたんふくべに。なゝ付て。折々風のふく時は。ヒヨヽラ。ヨンヒヨン。しほせの風のさむさ。さんやにてはどら打ならし。三界を家と走りめぐり。鉢扣がせい〳〵。こゝにかけて後生を願はば。などか佛にならざらん。キヨヒヨン。ノウ五郎三郎夫ハツしよろわしたワイ。なんとゝこうとんづろやうしやうこらくら春。テンフン。ツテン。とたゝからつろには。瓢ならではおほせらし。よしやたんた寢ても。さめても。忘るなよ。唯一念はれぶつなりけり。急て淨土を願ふべし。なむまみはろうだ。ハウバイトウ。茶せん〳〵。」この歌。空也上人の自作なりや。いなやは。つまびらかならねども。この歌のみは。いと。ふるくつたへきにけるものと見ゆ。さいつころより。空也堂再建のよしにて。町々を空也僧。茶筅うちかたけ。徘徊せるあり。あるひといへるは。今の鉢扣の歌ふ所の歌。大抵八百首もあるべしといへり。されど皆小歌和讃などの體にて。三四十字に過るはなしといへり。鉢敲賛に半陶藁卷之三。鉢叩贊云。爲眞乎蓬鬢鬅鬙。爲俗乎。床衲勃窣。非眞非俗。抑鹿角仙人之流亞也耶。是空也上人度一類之機設謳和者也。吁顏瓢壓空。空也已沒。空不在斯乎哉。華實年浪草卷之十一。空也忌の條に。一休鉢扣贊

云。晝不着笠夜不茵。東西南北自由身。一瓢扣犂有何益。花發十方淨土春。」按するに。此の一休禪師の賛詞。狂雲集。續狂雲集。一休ばなし。續一休ばなし。一休諸國物語等にかつて見えず。けだし逸文にやあらん。右鉢敲の事猶諸書に見えたれと。さのみはとて畧しぬ。

ハチヂヤウギヌ 八丈絹は。伊豆八丈島より製出せり。故に此名あり。今は諸國にて。之れを織る。其前既に八丈絹の名あり。貞丈雜記に云。八丈絹東鑑に見えたり。宇治拾遺にも見えたり。是は今の世八丈島より出る物にはあるへからず。八丈島は。伊豆の北條早雲入道の時。見出して渡海せし也。されは古代には見えぬ島也。古書に八丈絹と云は。壹疋の長さ八丈つゝに折たる絹の品有しなるへし(早雲入道八丈島に渡りしは。後土御門院の長享元年の事也。北條五代記に見えたり)。宇治拾遺物語卷一云(第十八條利仁薯蕷粥の條に)。たゝの八丈わたぎぬなど。皮子(カハコ)どもに入てとらせ云々。又卷三(第一條大太郎盗人の條に)。八丈うる物など。あまたよび入て。きぬおほくとり出てゑりかへさせつゝ。物どもをかへば云々。東鑑卷二。奉レ送御幣物。美紙拾帖。八丈絹二疋。右奉レ送如レ件。治承五年五月十九日。參河御目代。大中臣以通。同卷十二(承久三年十二月二十日)。上品八丈絹六疋代百二十文(各二十文)。庭訓往來云。加賀絹。丹後精好。美濃上品。尾張八丈。信濃布。常陸紬と見えたり。八丈絹は。古尾張より出し也。其一疋の長さ八丈ありしによりて。八丈絹とは名付しにや」と見ゆ。工藝志料に云。文化年間八王子の織工製を八丈島紬に擬して黑紬を織出す。是を黑八丈と云。近年に至り紬類を製する事。諸國並に皆滅し。或は業を廢す。行はれざるを以ての故なり」と見ゆ。伊豆海島誌及七島日記を按するに。【八丈紬】は黑樺黄の三種あり。樺色は内地にて之を鳶色と稱す。黑色は椎の皮を煎して染料と爲し。樺色はマダミの皮を煎して染料と爲し。黄色はカリヤスを以て染料と爲す。其絲を染るや下染を施さず。明礬及び糊等を用ゐるとなく。始終一種の染料を用ひ。之を染ること凡そ五十回餘にして色を得るに至る。故に幾回之を洗濯するも褪色の憂なし。是を以て無比の名産と稱するも亦た宜なり。然るに。後世商賈等賤價を主とするを以て。漸次其品位を下劣するに至ると。又南汎録を按するに。染色の數三十回餘と爲す。蓋し七島日記は寬政八年の記にして。南汎録は。天保九年の録に係る。其相距ること四十三年にして。既に染色の數二十回を省減せり。其漸く粗に赴くと以て見るへし。故に明治十二年島中の有志者協議し。織元組合申合規則を設け。府廳の認可を得て之を施行す(其規則は畧けり)。

ハチニムゲイ 八人藝とは。一人にて幕内に匿れ。三絃の曲引にて八人の聲音に擬し。種々の技藝を演するなり。用捨箱云。八人座頭の見世物とは。今いふ八人藝なり。西鶴作。一代女(貞享三年刻)に。萬治年中駿河國。あべ川のあたりに。酒樂といふ座頭江戸にくだり。屋敷方のなぐさみに。紙帳の中に入て。鳴物八人の役を獨りして。聞をおはせけるといふ事見えたり。八人座頭とは。彼酒樂が事なるべし。此業中絶したりしや。其後名ある者を聞す。近く天明の末の頃。川島歌命其弟子歌遊。寬政にいたりて師にまさりて流行。文化の初歟。彼輩うち集ひ。此業の祖なりとて。長崎聖理といふ者の。百年忌を吊ひし事あり。されば聖理は寶永の頃を盛んに經たる者なるべけれど。考へ合すべき草紙を未レ見。漢土にも是に似たる事。五雜狙にありと。先達の隨筆に見えたり。」又嬉遊笑覽云。三線の曲びきは。江戸に鳥羽屋三右衞門といひし者。三線にて種々の曲を盡す。左の手に撥を持そへ。太鼓をならし。右の手に撞木をもちそへ。ふせがねをならし。三絃の曲を彈。三人してはやすが如く。是を分ちて曲を盡せりと歌舞伎事始にいへり。これ今八人藝といふ者のするわざなり。五雜狙(十二)。京師有二瞽者一善二琵琶一。能作二百般聲音一。匿二屏幃後一作レ之。初作二老嫗喚レ伎者聲一。繼作二伎者稱レ病不レ出。往復數四。詼諧勃谿。遂至二擲レ器破レ鉢。大小紛紜。或詈或哭。或勸或助。座客竦駭欲レ散。徐撤二屏風一則一瞽者把二一琵琶一而已佗無二一物一也。又有下以二一人一而歌曲擊鼓。鈸拍板鏡鐃。合二五六器一上。不三但手能擊二足亦能擊。此亦絶世之伎。惜乎但爲二玩弄之具一非二知レ音者一也。また虞初新志にも八人藝の事あり。其文長ければ記さず。又關書の小册繪草子の如きものを(書名しらず)見し事あり。其内に放下師などにや。腹に鼓をかけ。胸に笛あり。頭上にも鳴器あり。足のくびすの上に小き鉦を付。片足には撥を付たり。歩行ながら打ならすさまを畫けり。いづこにも似たる事有り。寬文年中はやり物を種々いひたる短歌に。八人座頭のみせ物に仁王之介が大力と云をあり。此酒樂が事なるべし。述異記(三)。楊州郭猫兒善二口技一とありて。於二席右一設二圍屏一不レ置二燈燭一。郭坐二屏後一。主客靜聽。この下八人藝の如き事を語る。其中犬のさま〳〵。哮るときの鳴聲。鷄の聲。猪の聲さま〳〵の物の聲などをなす。前句付廣原海「一倍になる〳〵。身すぎ憂や八人藝も手足四つ」。江戸名物鑑に(八人藝)「月こよひ將門にげよ藝座頭」。八人藝は座頭は皆川島流で。歌柳。歌曉などいふ徒あまたあり。文化の末のころ。牛島の者にて桶を作りて業とせしものとか。八人藝をよくして。牛島登山と名のりて。これを興行せしかば。彼盲人の方よりこれを尤めて。させまじき由

ないへりしが。登山はそのかみ花房夫山といへるものより傳ふるとを云て。其儘に與行するとゝなりぬ。夫山賢者にはあらす。登山は一眼なり」と見えたり。近時はこれ等の藝に有名のものは。餘り見受けさるが如し。

ハチマムグウ　八幡宮は。神名帳に。豐前國宇佐郡に鎭座八幡大菩薩。宇佐宮(名神大)。比賣神社。大帶姫廟神社これなり。欽明天皇三十一年。冬肥後國菱形の池の邊。民家の兒三歳の時神託して云。我は是人皇十六代譽田天皇也と。是によりて豐前國に鎭座して。八幡大神と稱す。貞觀元年秋七月山城男山に鎭座(岩清水八幡の條に詳にす)。嵯峨天皇諸皇子に源姓を賜ふ時。八幡宮を氏神となし給ふといへり。此神社は岩清水をはしめ。諸國に鎭座なき所はなく。御神德のあらましは。古事記。日本紀を見て知るべし。【八幡五所別宮】は。和漢名數に筑前大分。肥前千栗。肥後藤崎。薩摩新田。大隅正八幡とすとあり。大分は豐後なるべし。

ハチミツ　蜂蜜は。皇極紀に二年十一月百濟の太子餘豐。蜜蜂を三輪山に放養せし由見え。又唐大和上東征傳にも蜂蜜十斛云々と見えたれば。其由來甚だ久しきが如し。扨蜂蜜を得るには成るべく木の香失せたる箱。又は桶の側面に無數の孔を穿ちて蜂の出入に便し。之を日當り能き軒などに取附け置き。初め蜂を呼ぶには古木の洞など彼等の來るべき相應の場所を撰み。小箱の中に酒又は砂糖を塗りて。頓て之に集りたるを持歸りて。前の裝置の裏に納め飼ふべし。恁くて彼等は追々玆處を根據として窠房を作り蜜を釀するに至り。仲夏に一度秋末に一度取る事を得べし。秋末のは稍其量を減ずれど質は反て宜しとなり。

ハツウ　初卯とは。正月初卯日。攝州住吉の社へ詣る。是を初卯詣と云。社内において神符を參詣の諸人に授く。是を卯の札と云。江戸にても此日本所の妙義へ參詣す。受るところの紙符を串に挿み。諸人是を頭にさして家に歸る(歳時記栞草)。

ハツウマ　初午。(イナリを見よ)

ハヅキ　八月。(ツキノトナヘを見よ)

ハツクドクス井　八功德水は。極樂淨土。莊嚴の一にして。淸。冷。輕。美。香。飲時適レ心。飲已無レ患。不レ臭の德を稱したるものなり。

ハツケイ　八景の稱。支那の瀟湘八景より始りて之に擬せしものならん。各地の名勝多く八景を唱ふ。即ち左に其一二を擧げむ。

【南都八景】南圓堂藤。佐保川螢。猿澤池月。春日野鹿。三笠山雪。雲井坂雨。東大寺鐘。轟橋行人。

【近江八景】比良暮雪。矢橋歸帆。石山秋月。勢多夕照。三井晩鐘。堅田落雁。粟津晴嵐。辛崎夜雨(近衞政家)。

【嵯峨八景】嵯野春草。龜峯綠樹。廣澤秋月。小倉紅楓。野宮松風。宕嶺積雪。洪川水鳥。淸涼晩鐘。

【金澤八景】武州久良岐郡にあり。内川暮雪。乙艫歸帆。瀬戸秋月。野島夕照。稱名晩鐘。平潟落雁。洲崎晴嵐。小泉夜雨。

【明石八景】仙蹤朝霧。印南鹿鳴。大倉暮雨。尾上鯨鐘。藤江風帆。繪馬晴嵐。淸水夕陽。明石浦月。

【伏見八景】淀川歸帆。古城晴嵐。桃濱夕照。香社晩鐘。指森秋月。三栖落雁。蘆洲夜雨。京橋暮雪。

【修學院八景】京都にあり。修學晩鐘。村路晴嵐。遠岫歸樵。松崎夕照。茅檐秋月。平田落雁。隣雲夜雨。叡山暮雪。

【松島八景】松島秋月。雄島夕照。海浦早春。霞浦歸雁。瑞巖曉鐘。竹浦夜雨。鹽竈暮烟。江縣殘花。

ハツサク　八朔。八月朔日を祝日となすこと。古今要覽稿云。八朔の祝儀は武家より事起りて公家に及びしもの也。その始をたつぬれば年紀さたかならすといへとも。建久の末に鎌倉より出來たりしよしいひ傳へたり(康富記)。公家にては後嵯峨院の御宇より行はれしかと(公事根源)。公事にてはなし。堅固内々の事なりし。」康富記云。文安五年八月一日(乙卯)。參ニ局務文第一奉謁。八朔禮事何比より有之事哉之由尋申候處。後鳥羽院末方より出來歟。但不レ得ニ所見ニ慥一。所詮先代より沙汰初歟。鎌倉より事起之由所ニ語傳一也。淸家之記。嘉元之比之記。此事見之。近年如レ此之由注付云々(弘賢曰。嘉元の記に先代といひ。上文に後鳥羽院末つかたといふ時は。年代紛々としてさとし難し。よりておもふに。この文は後鳥羽院末つかたより出來歟。鎌倉より事起の由。かたり傳ふる所なりと心得へきにや。先代より沙汰し初歟と云るは又一説にて。此は公家にての事を云るなり。鎌倉より事起れる證は東鑑にみえたり。先代よりいへる辨は下にいふへし)。吾妻鏡云。寶治元年(丁未)八月一日辛巳。恒例贈物事可ニ停止一之由被レ觸ニ諸人一。令レ進ニ將軍家一之條。猶兩御後見之外者禁制云々(弘賢曰。是八朔の進上物を止められしを記せし也。寶治は建久の末より五十年許なれば。此儀御恒例となりしとあきらかなり。吾妻鏡全篇の内

八朔をしるすこと。たゞ此一條のみなり。よりておもふに。其始は建議して定られし事にもあらす。かりそめに事おこりたれは記さゝりしものにて。年を追て恒例となりしうへは。恒例は記さるゝ例にて書あらはさす。こゝに至りて諸人の進物をとゝめられたるとのみを記せしなるへし。康富記と此文とをあはせ考へて。互ひに相徵すへきとにこそ)。公事根源云。八朔風俗この事はさらに本說なし。又正禮にあらす。堅固の風儀なり云々。或說には。後嵯峨院いまた若宮にて。外戚通方卿の亭に御座ありし時。御閑素をなくさめ申さんとて。近習の男女密々奉りけるに。その後ふしきに聖運をひらかせ給しかは。御嘉瑞なりとて。內々御さた有けるなとも申傳へたり。かれこれいつれもたしかなるをなし。又た眞實はしまりたる年紀も分明ならす。たとへは後嵯峨院の御治世の時分よりの事成へきにや。然るに。今年中行事の中にしるしくはふること詮なしと雖とも。頃殊に世さかりにもてあそぶ事なれは。筆の次にしるし侍る也。猶々まことしきおほやけ事にてはゆめ〳〵あるましき也。(弘賢曰。此儀後鳥羽院の末つかた鎌倉にてはしまりたらんには。後嵯峨院潜龍の御比まては五十年許の星霜をへたれは。京師へもうつりて世俗にては行はれし事なれはこそ。通方卿の亭にて其事有しなるへし。それを御嘉瑞なりとて。つゐには禁中にても行はるゝ事になりしならん。然るに八朔の儀を後嵯峨院に權輿せしやうにしるされしは。禁中にての事なり。この前文に或假名記に建長の比より此事ありしとしるされしはあやまりなり。後嵯峨院の御時よりといふ說を。公家にてのはしまりと心得へし。そのゆゑは辨內侍日記寶治元年八月一日のうたに。たのめはふかきにほひとそなるとよめるは。たのみといへる風俗をよみしなり。寶治元年は後深草院の元年にて。建長の前なれは建長よりといふ說はあやまりなり)。又云或假名記に。はしめは田のみとてよれを折敷。かはらけなとに入て人のもとへつかはしけるとかや。」世諺問答云。或說に云々始はたのみとて。よれをはつかひとてわらはへのもちはへるは。このゆゑにや。なしきに入て人のもとへつかはしけるとかや(弘賢曰。この說によれは。新穀を人におくりけるより事おこりけるにや。さらは後漢書注に八朔を膢といふとみえ。說文膢字の注に。祈穀食新曰離膢と見えたるに似たる事也)。後漢書劉元傳注云。冀州北郡以二八月朔一作二飲食一爲レ膢(月令廣義膢下俗曰膢膢四字有)法言問道注云。膢八月旦也。」一切經音義云。膢古文禠同云々。三蒼八月祭名也。」廣雅釋天云。禠祭也。」說文。膢字注云。楚俗以二二月一祭二飲食一也。从レ肉婁聲。一日祈レ穀食レ新曰二離膢一。力居切(弘賢曰。この數說通考すへきなり)。

【興廢】公家にては後嵯峨院の寬元より事おこりたれと。幾ほとなく絕しとおほしくて。後伏見院の正安の比よりおこりしとの樣にしるせしものあるは(清家の說)再興とみゆ。然るにその度も連綿せさりしにや。康永二年よりをこなはれしやうにしるせしものあるは(園太曆)。又おこされしなるへし。」康富記云。八朔禮事云々。所詮先代より沙汰初歟云々。淸家之記嘉元之比之記此事見之。近年如此之由注付云々(弘賢曰。嘉元は後二條院の御時なれは。先代とは後伏見院の御時正安年中をさす。此事後嵯峨院の御時事おこりしかは。正安の御時は再興なるをあきらけし)。八朔之御禮。紙一束(杉原檀紙)。御太刀(金覆輪)一腰進二上院御所一了。親王御方同兩種進上也(折紙之注文はかり書載之)。又金覆輪一振鷹司殿進上之。又同太刀一腰進入大炊御門殿。又一振持二參局務文第一畢。又金覆輪一振。杉原檀紙一帖。大茶碗一遣二飯尾肥前入道許一。即時付レ使有二返報一。鵝眼百疋也。木瓜之報歟。祝着。又康顯進二入金覆輪一腰御藏氷御方一了云々。」園太曆云。康永四年八月一日云々。侍從三位實益入來。爲二近衞前關白使一有二恩賜一(菊二枝入二薰物一)。又獻二一枝一(椿同枝同入二薰物一)。獻之了。蓋俗習也。自二去々年一有二此事一也。其外自二所々一有二贈答等事一(弘賢曰。去々年は康永二年なり。これは正安の御再興も連續せすして。又再興ありしなるへし)。【近代之例】當時年中行事云。八月朔日。けふは御たのむとて。各おもひ〳〵のしん物をさゝく。返しをたふ。儲君親王よりはたんし十帖に(鳥子一枚を二つに折て。竪に中央よりをし折て。又二つに折はつかふ八つゞゝ折也。腰に同し鳥子を五分計に切。女房ひいなの帶のとくにさし入。是を一品として十帖かされ。杉原を帶のとく又同し鳥子を疊て總の紐とするなり。紐のはゝは見合かつて次第也)。はい〳〵一つゝみをすへて參る。陽明よりは中高たんし十帖御扇參る。勾當內侍よりたんし十帖御帶二筋參る。飛鳥井より短册百枚柳筥にすへて參る。高倉よりはたんし十帖に御くらかけ二筋まいる。水無瀨よりは御ようし木一。ゆひ帯二本參る。典藥頭よりはさかう丸。鴨の社務は蟲籠なとしん上す。此等はおほかたさたまりたると也。其外諸家は大概御太刀をしん上す。人々の名字を書て札をつけ。札計をとゝめおかれて。太刀をはかへしたまふ。將軍家よりは馬太刀しん上也。太刀は此御所のを申出して進上の分也。臺盤の妻戶より勾當の內侍取入武家の傳奏ひろうなり。元は太刀もしん上とみえたり。舊記ゆとのゝうへの日記なとには。銘をもしるしてあり。いつ比より申出さるゝとにや。馬は左右馬寮の官人引て出。朝餉にて御らん有。御返しには大高檀紙十帖にうち枝(此□橋の七をりの枝也)。勅作入てた

ふ。陰陽頭札しん上御殿の柱に押る。牛飼御禮にまいる正月に同し。あさ盃あさかれい等みな例のごとし。夕方の御祝初こんに添ておはなのかゆ（はきのはし也）を供す。是も初こんのうちなり。六月朔日の氷もちゐなとの類なり。まいりやうもおなし。」女房私記云。八月朔日たのもの御祝として。色々の物院中宮々方へまいらせらる。又方々よりも獻之。御盃事つれのごとし。たのもといふとは田の實といふとなり。此と後嵯峨院の御時よりはしまるなり云々。」恒例行事略云（天明六年水原攝津守保明著）。八月朔日小花粥櫃司より奉る。白粥にすゝきの黒燒を入るよし海人藻芥にみえたり。尤今は別に品あるにや。御箸ははきの枝也。生駒山國けつりて奉る也。御馬御進獻。關東の御使是は二條大番頭の內なり。正德三年までは長袴にて參內ありしか。同四年より衣冠にて諸大夫間へ參候。內の御附唐御門より同伴なり。御馬は馬絹許りを着せて手綱をつけ。素襖の侍二人御玄關へひく。傳奏兩卿取て平唐門より入れ高遣戸の前庭へひく。簾の內より女中御簾を動し玉ふをみて退く。淸涼殿鬼の間簾中に出御なり。御馬は順番に內院の御附四家へ下さる。關東へ御返しは橘の打枝に大高檀紙銚子提なり。」弘賢曰。八朔御進獻の御馬は毛色は何にてもあれ。目錄には月毛とかゝるゝ故實にてありしか。或年に重職の人見とがめ玉ひて。毛付たかひぬるよしいはせられし時。久保吉右衛門過言申けるをありしかは。今年より毛色のまゝに毛付すへきといふをになりぬとか。いと念なきと也。【武家之式】武家にては。八朔の禮行はれしは。建久の比。鎌倉より事おこりたれと。其式はいかなりけん。悉しくしるしたるものも傳はらされはしるへきやうなし。京都將軍家に行はれしは月次の禮を重んして。たのみは內々の事にて有しなり。然るに成氏年中行事には。月次の禮をとゝめて八朔御祝と號し。御賴進上の事のみを記したれは。今のことく行はるゝは。大かたは此比を濫觴とすへきにや。」梅松論云。或時夢窓國師談儀の次に云々。今の征夷大將軍尊氏は仁德を兼給へるうへに尙大なる德ある也云云。御心廣大にして物惜の氣なし云々。八月朔日なとに諸人の進物とも數もしらす有しかとも。皆人に下し玉ひし程に。夕に何ありとも覺えすとそ承し云々（弘賢曰。これ八朔の儀は鎌倉より引續きて。京都將軍家にも行はれし證據なり）。長祿二年以來申次記云。七月二十日八朔御憑。今日より諸家進上之。八月朔日（公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭□節。朔衆。造宮司）。御對面次第。同御盃以下同前也。但八朔御憑御取亂之間御盃被略時も有之（弘賢曰。公家云々の分注は。每月のことし。御對面云々同前也とは。每月の朔日におなしといふを也。但といふ以下の文を按すれは。內々の御祝にまきれ。式正の御盃事なき時もあり）。二日。吉良殿以下御人數出仕有之（弘賢曰。そのをはりもみえず）。殿中申次記云。八月朔日一公家。大名。外樣御供衆。出仕御對面有之（弘賢曰。これは月次の禮なり）。御憑有之。目錄別紙數之。」年中定例記云。八月朔日御對面御祝每月の如し（弘賢曰。これは月次の禮なり）。御憑禁裏樣へ御進上（目錄有之。大高檀紙一枚伊勢守調之）。御使傳奏御返參る。御使同前。攝家門跡公家。大名外樣御供衆。總番衆頭人奉行。其外盡く進上。地下衆職人御牛飼河原者さんしよの者まで。似合の物を進上。大和國衆奈良の門跡坊官上杉雜掌判門田。□いにしへはかい伊勢守披官蜷川越中なとも進上申候。七月晦日。八月朔日。同三日兩三度。右大名衆は御進上にて。近年は朔日の分進上候。又女中衆。御比丘尼衆。賀茂衆。五靈今熊野神子も進上申候。大方進物共定候。御返しの事は御はからひの衆と申には御返し過分に出候。大かたの職人には一重の代として。三百疋。二百疋なと人によりて出候。御醫師賀茂衆なとにはから物引合なとそへて似合たる物出候。」御たのむ惣奉行伊勢守（古より此分）。祐筆御はからひ方は代々同前備後守方に仕候。祐筆はさたまらす候。近年は下總守仕候つる。御返の御使兩人にて候。是は門跡大名衆へまかり候。代代勢州名字仕候。某祐筆參候時は子にて候。貞茂仕候。進候は貞遠と兩人仕候。御使在所日野殿三條殿。此次に西殿へ參候。門跡へは聖護院殿。靑蓮院殿。實相院殿。吉良殿。石橋殿。澁川殿。武衞細川殿。畠山殿。山名殿。一色殿。讚岐殿。修理大夫殿（此四人相伴に御參次第）。赤松。京極。大內（此三人座敷同前）。細川殿。御母上樣へは同朋衆まいる。攝家へは取次の方へわたし候。其外の衆は殿中へ祇候候て御給候。奈良衆賀茂衆取次の方へは渡候。色々故實共候。大名御供衆抔は御返しの御禮に御參候。朔日殿中にてめしあり。御たのむ方より下行ひかる。勢州より點心各へまいらせられ候。御酒あり佳例也。二日於殿中御憑。御返各申合候て參候。此間はからひ祐筆の人各酒をまいらせられ候。御はからひとは。御返の物を取調候てをき候を公方樣そと御覽せられ候。是を御はからひと申。此衆規模なり。御はからひの同朋衆には千疋つゝ也。三日御憑今日こと〴〵く御返すみて。のこりたるものを祐筆兩人。御使人。同朋。御ちりとて。鬮にて給候。先勢州へ可然物を二色。三色まいらせられ候。古しへは用脚なと過分に御座候て。方々へ御はうか又人の御吊ひなとにもたまはりたる由申候（已上京都將軍家の記錄なり）。成氏年中行事云。八月朔日八朔御祝と號。御連枝樣方護持。管領奉公外樣當參之人は不及申。在國之方々にも皆々御賴

進上。御連枝樣之御使。管領之使計御對面。其外は無之。進上之御劔以下申繼之人數被仰付。名字を書て被押。御劔は二十間之御座唐物十二間にて被替。早旦に宿老中へ近臣爲御使。急々有出仕御劔可被申替旨被仰出之間。則皆以被參。唐物は中老被替。宿老中老申繼於殿中御食を被給。御返御劔唐物等申繼人々持て罷出。代官々々に請取せて後大御所樣進上。御返も皆代官給て其後御廐別當被官人等。御馬毛付仕處へ代官行て毛付悉終て。代官各宿所へ罷歸。其後公方樣七間御廐侍へ有御出。二間御廐と七間御廐と。間御庭に御馬被替也。其間別當御酒勠十獻被申。御劔以下進上。宿中有伺候。別當相談御馬を見合て。被替御馬をは御廐者受取。其以後別當被官人引立掛御目。御馬替あけ及夕天御酒過公方樣御所へ有御歸。別當竝宿老中も皆歸宅。同二日依例日御返事御書被出之。依時宜二日に被出日付は朔日也(弘賢曰。此書は鎌倉年中行事とも。殿中以下年中行事ともいひて。足利左馬頭成氏朝臣の年中行事なり。享德三年の作にて。京都にては慈照院殿の時にあたれり。然るに每月朔日の下に御祝如例と記し。八月朔日に其文なければ。月次の禮をとゝめしを明らけし)。國朝佳節錄云。八朔風俗今京師究凉。難波俗賓時果諸餠子器薏苡莖葉付綵雀以餽之。相投報蓋古風也。」詩歌。辨內侍日記寶治元年の下に云。八月一日中宮の方よりまいりたりし御たきもの。世のつねならすにほひうつくしう侍しかは「けふはまた空たきものゝ名をかへて。たのめはふかきにほひとそなる」。(年山紀聞云。此歌そらたきものと。たのめはふかきと。にらみあひたり。されはたのむの節といふをこの歌にみえたり)。听雨齋集云。八月初吉詩竝叙。本邦風俗名二仲秋朔日一爲二憑日一。以レ資相贈。贈則有レ答。以レ故元レ貴也元レ賤也習以爲レ常。不二亦宜一乎。余結二交足下一非二一日之雅一。然則於二是辰一盍三獻以二小詩一乎。所二庶幾一者酧答如レ響。所レ謂投以二木瓜一酧以二瓊瑤一者乎。仲秋初吉日。 憑寄小詩篇。未倩飛奴鑿。好教黃耳傳。蕭朱無賴甚。管鮑有終焉。猶記昨宵面。夢回鐙度前。」正誤。四季物語云。ついたちのあしたは。たのむの御いはひとて。むかしはさしてものゝたまはさりしを。小松のみかどたゞ人にてましませし比たてまつりそめて。御代につかせ給ふても。昭宣公のなかくものせさせたてまつられしなり。いろ〳〵のくたものをそのとしのさわせにそへて。いつくさのもちゐなとこしらへたてまつらるゝなり。內藏つかさみくりところのあつかりなとこのをつかうまつる。またみなつきにをこなはるゝかしやうをこなはるゝとしはこのをなく。此事たてまつりたまふとしはかしやうたてまつらすと申つたへたれと。今はいつれも〳〵ならへたてまつる事なり(弘賢曰。この書は。全篇僞書なろうへは。とかくいふへきにあらすといへとも。たのむのいはひといへる名目の。小松のみかとの御時にありしといふをは。正史實錄に所見なく。野史家乘といへとも書しろせしものもなし。もしさろをあらんには。博識の先達いかでもらすへき。この書は公事根源なとよりも後に作りしにやあらん。有識の人はをのつからわきまへてしろへきものなり)。桃花蘂葉云。八朔事正應二年御記。けふ家々のいとなみにてたのむ人に物奉る。この事はしまりてみそちにもおほくあまりけんとおほゆ。就此御記勘之。後深草院御代建長の比ほひより事起れろにや。宗尊親王の時代なるへし(弘賢曰。公家にては後嵯峨院の御時より行はれしをは。公事根源の或說と。辨內侍の日記とを相あはせておしゝろへし。しかろを建長の比ほひとしろさせ玉ひしはおほつかなし)。公事根源云。八朔風俗云々。或假名記に建長の比より此事有云々。又圓明寺太閤の文永の記に。此七八年より此かた殊に天下に流布せろ由のせられたり。誠に建長の頃の事なろへきか(弘賢曰。後嵯峨院の御時よりはしまれろことは。すてに上にいふかとし。建長よりといふは誤也。世諺問答はまたく公事根源によられたれは。こゝに論せす)。白石手簡云。祖宗以來は年始八朔大方つり合候。大儀に候。年始の事は萬國一統の事申に不及候。八朔の儀頼みの節供の故とは不承候。これは世に申傳候關東御入國と申事。天正十八年八月朔日にて候。これによりて當家の吉例の第一になり來候歟。其頃に御家人の領地を改賜候。三千石以上は大名と申候故に。今も此日は三千石よりして太刀馬進上の事も候歟(すへて三千石以上とて其定の事候これに倣ふ。弘賢曰。八朔の儀頼みの節供の故とは不承云々の說は信し難きに似たり。其故は八朔の年始に對せしほとの式なりし事。すてに先蹤なきにあらす。殊に當家にてすへての儀式を格別に改させ給ひしをはあらさろをや。なに事も先代の舊例によらせたまひしをは。ふかきゆゑあろをにこそ)。以上證明するところ詳悉と謂ふべし。猶餘聞を下に載す。鹽尻に八朔の祝。いつの頃より始りけろと問。されは公事根源にも文永の記なと引。又後嵯峨の御時よりの事なろへきかのよし見へ侍ろ。もとは民新穀をたかひにおくり物して。我たのみある人を賀しけろよりたのみの節といへろ。たのみと田の實と和語等しけれはなり。今我國殊に祝ひ物させ給ふは。神君以來の御嘉例とかや。朝家へ白作りの御太刀白き御馬をたてまつらせ給ふ。內より又御銚子打枝なと參らせらるゝ御事なり。又問人日に若菜。上巳に草餠。端午に粽。七夕に索麵。中元に荷葉飯。重陽に栗の飯等の節物あり。八朔にはなきにやと。予曰。八朔の節物すゝだまと彩

ハツサ

着をつけて。新穀のもちいひにおほひ侍るは。此日の節物也。今難波の俗大に持囃し侍る。京にも行器を贈りてにきはし。田舍には斯るをしらざる也(安井重眞節成錄にくはしく記侍りぬ。よみて見たまへとこたへし)と見えたり。また八朔を田の實の節。憑の節供。恃怙の節。田面の節など云。紀事に凡毎月朔は吉日にして相賀するを中華と同し。今日殊に八朔と稱し又【恃怙の節】と稱す。又憑の節供といひ。或は【田實の節】と稱す。又【田面の節】と號す。中世農民稻の初穗を禁裏に獻す。故に田の實の節といふ。世に又其訓を借用て【憑の節供】と稱す。蓋君臣朋友相依て賴の義に取。君臣朋友の間互に贈答の儀あり。今日貴賤各白帷子を着し。互に慶を修す。」此日繪行器を贈るならはしあり。紀事。京俗八月朔日家々の乳母。その保養所の女子に行器一雙を贈る。その行器の中に生栜莢に藤の花を盛。藤の花は白絲餠に赤小豆を點したる也。此餠の形戻る白絲に似たり。故に白絲と稱す。又深更と名く。和俗赤小豆を稱してあかといふ。物に點するをつくといふ。白絲に赤小豆を點する。是あかつきの義をとりて。深更と名くといふ。今日童の戯に松笠を以て雉子を作り。或は烏賊の甲を以て鸚鵡を作り。或は絲絮を以て金灯籠。草の實を括り瓢の形をなし。又桃仁を刻みて松蟲を製す。是等の類これを玩ひ。或は互に相贈る。これを賴合といふ云々。」此日を又【天中節】と云。拾芥抄。八月朔日の日の出より以前。天中節赤口白舌隨節滅と書て門戸に押。陰陽秘法。むかし大國の后天中樓に於て事あり。其人素懷を遂ざるにより。忽ち火神となりて天中樓を燒く時に。后兒して曰。八月乃至隨節滅云々。傳へいふ凶惡の日也。陰陽家天中の札を以て貴賤の門戸に貼す。又嬉遊笑覽に八朔の賀は。世諺問答に。はじめはたのみとてよれをあつかひとて。わらはべのもちはべるはこの故にや。おしきに入て人のもとへつかはしけるとかやと有。たのむはもとたのみにて田實なり。源氏あかしの卷に。このよのまうけ秋のたのみをかりをさめなといへり。たのむとて人に物贈らむこと。けふに限るべきにあらず。民間田穀の新たにみのりたるを相賀して贈りしか上さまに及び。たのむ方へ物奉りしより專らたのむといひならひしなり。鹽尻に。二月伊勢の鍬山祭に。年の實と稱するは有年を祝する言なれば。八朔の田實の稱も此年の豐饒を賀することなるべし。江戶には今三十日を殊に佳節として祝ふべき事なり。世に關東御入國と申は台駕こゝに入らせられしは。天正十八年の八朔になん」といへり。德川家康。天正十八年八月朔日を以て。江戶城に入りたれば。爾來幕府は是日を以て祝日となし。其作法は。元日の儀の如くなりし。【姬瓜節供。髮葛子節供】骨董集に云く。今伊勢桑名わたりの俗に。女童のことばに。八月朔日を。姬瓜の節供ととなへ。ひめ瓜に顏を畫がき。べに白粉を彩りて頭とし。つけ木。又竹の筒などを身とし。紙又絹なとの衣服をきせて。ひいな人形につくり。棚にする。酒。赤飯などをそなへてまつる。又九月九日を。かづら子の節供ととなへ。ひいな草つみて。ちひさく男女の頭をつくり。これも棚にする。おなじごとく物そなへてまつるとぞ。前にもいへるごとく。瓜に顏かく事は。淸少納言の草紙に見え。ひいな草つむ事は。源三位賴政卿の父源仲正が歌によめれば。いと〱ふるき事なり。按に。これらはいにしへ質朴なりし世に。天兒。母子なとの器儀とし。贖物の、ゝろばへにてまつれる。古俗のなごりなるべし(これらをこそひいなまつりともいふべけれ。今の上巳のひいなは。かへす〲もいにしへに似ず)。」和名抄を見るに。今のかもじを。古しへはかづらといへれは。かづらこの節供と云も。ふるきとなへならまし。後のひいなは。此かづら子の事のうつれるには非ずや。江戶近き地にても。ひいな草つみて。ひいなつくる事はすれど。物備へて祭る事はせず。」攝陽郡談卷十六に。姬瓜。住吉郡。遠里小野の田圃に作り。所々の市店に出す。多くは堺道にあり。大さ鶩の卵のごとく。色きはめて白く。もとめて人の面を畫きて。幼童の玩とす。あひだに黃色なるもあり。黃白ともに美麗。すぐれて艷き形を以て號レ之」といへり(此書元祿十四年印行)。これらもそのころおほくひめうりのひいなをもてあそびたる證なり。」桑名わたりにては。ひいな草をかづら草といふとぞ。

ハツシウ　八宗は。佛教(參看)の分派なり。三論。法相。俱舍。成實。律。華嚴。天台(又密宗といふ)。之に禪を加へて九宗と云ふ。また淨土。眞。日蓮(又法華)。時。大念佛。眞盛派等あり。

ハツシホ　初潮は。陰曆八月十五日の高潮を云ふなり。一說に初潮とは葉月の潮の略なりとも云り。五雜俎に曰く。海潮八月獨り大なるは何ぞや。潮は月に應ずるもの故に月望(ミツ)る時は潮盛にして。八月の望最も盛なり云々。又御傘には伍子胥が死靈八月十五日の夜に風波を起す事なり云々と見ゆ。

ハツシヤウジム　八將神を。方位に配し。和漢三才圖會に云く。天竺北有レ國。名二九相一。其國有レ園。名二吉祥一。其園中有レ王。名二牛頭天王一(一名武答天神)。娶二娑謁羅龍王女一(名二頗利才女一今云歲德神)爲レ后。生二八王子一。一太歲神(總光天王)。二大將軍(魔王天王)。三太陰神(俱摩羅天王)。四歲刑神(得達神天王)。五歲破神(良待天王)。六歲殺神(待神相天王)。七黃旛神(宅神相天王)。八豹尾神、蛇

毒鬼神)。」按。陰陽家所二取用一八將神。而。牛頭天王本朝素盞嗚尊與レ此同レ名矣。恐鑿說也。今考レ之。皆因二其歳支干一定二方位一安二其名目一。所謂太歳則當二其年之支方一。子平命鑑名二歳君一者是也。歳破則當二其年之支所レ冲也(冲者對二向方一也)。【太歳】木星之精。歳之君也。所在之辰。不レ可二修作一。百事皆不レ宜。犯レ之殺二宅長一破レ家。」按。太歳則其年支之方也。暦家云。向二北方一不レ可レ剪二樹木一。言是木星之精也。【大將軍】俗云三年塞。金星之精。方伯之辰。百事不レ可レ犯。犯レ之三年死滅。拾芥抄云。若他人領宿留。四十五日之後。自二件處一當二大將軍一者。不レ可二犯レ土造作一。按。大將軍十二支配二四方一。各三年。如二寅卯辰年一。則屬二東方一。逆一位退以二北方一。爲二大將軍所在一。如二巳午未年一。則屬二南方一。一位退卯方。一說。可レ忌二千三支一。假令在二卯方一。則甲乙寅卯辰方共忌レ之。如今不レ用レ之。又有二遊行日一(其間日六日)。甲子東行己巳返二于本處一。丙子南行辛巳返。戊子中央行癸巳返。庚子西行乙巳返。壬子北行丁巳返。此遊行間本處無レ憚。【太陰】土星之精。太歳后妃。犯レ之主二女人小口一。招二陰私之厄一。只宜二學道吉一。按。太陰自二太歳一二位前是也。如二子年一在二戌方一。丑年在二亥方一。餘推可レ知。向二此方一不レ可レ產。【歳刑】按。歳刑之配當未レ考也。向二此方一不レ可二種植一。【歳破】太歳所レ冲。天上之天罡也。犯レ之損二宅長一。按。所レ冲者如二子年一。在二午方一。午年在二子方一是也。向二此方一不レ可レ乘レ舟。不レ可二移徙一。【歳殺】陰陽毒害之辰。皆在二歳之死地一。犯レ之主レ有二官災疾病失財一。キレ殺レ子。按。歳殺以二未辰丑戌(中央土方)四方一。順巡如二子年一(未方)丑年辰方。寅年(丑方)。卯年(戌方。以下亦次第如レ此。暦家云。從二此方一不レ迎二子歸一。歳殺。黃旛。豹尾之三。共用二未辰丑戌方一。而黃旛以レ辰當二子年一。豹尾以レ戌當二子年一。次第順巡如レ圖(圖略)。【黃旛】太歳之墓也。按黃旛以二未辰丑戌四方一順巡レ之。如二子年(辰方)。丑年(丑方)。寅年(戌方)。卯年(未方)。以下亦次第如レ此。暦家云。向二此方一弓射初宜。【豹尾】豹尾與二黃旛一相對。動靜疾速如二豹尾一也。向二其方一不レ可二嫁娶一。作二百事一忌レ之。損二小口六畜一。按。豹尾亦以二未辰丑戌四方一當レ之。如二子年一(戌方)。丑年(未)。寅年(辰方)。卯年(丑方)。以下次第順巡。暦家云。向二豹尾方一不レ可三二便一。又不レ可レ求二畜類一。

ハツシヤウヒヤククワム 八省百官。和事始に。孝德天皇大化五年二月。博士高向玄理(タカムコノハルマサ)。釋僧旻に詔して。八省百官を置かる(日本紀)。是始也。」其各省のとはクワムセイの條を見よ。

ハツセム 八專は。壬子より入りて癸亥に明くるなり。其の中丑午辰戌。

爲二之間日一。和漢三才圖會に云く。按支干比和者八日。稱二八專一。其入　壬(水)。子(水)。出也。癸(水)。亥(水)。凡十二日內。不二比和一者四日。如二癸(水)丑(土)一。謂二之間日一。年中六個八專共是七十二日。而天氣朦鬱。多二主陰雨一。故氣惱及頭痛病人。以爲二不快一。諺云。照八專乃降八專也。降八專乃照八專也。言其初日不レ雨。却八專中降。初日雨則晴續(大抵如レ此。而不二悉然一也)。或曰。己丑戊戌丙午戊辰謂二之四專一。共爲二十二專一。

ハツトク 八德。(ジツトクを見よ)

ハツトラ 初寅。紀事。正月初寅の日。師々山鞍馬寺に詣づ。是を初寅參と云ふ。此日鞍馬の土民。福等木を以て鑰を作り。是を賣る。これを福搔と云。福德をかきとるのいひ也。又生蜈蚣を賣る。之を御福蜈蚣と云ふ。多門天の使令とするもの也。凡て鞍馬山中雞を養はす。いふ心は雞好で蜈蚣を喰ふ故なり(歳時紀栞草)。

ハツピ 半臂は。樂人。舞人などの衣る裝束の衣なり。また軍服にもあり。後世中間小者の被るものをも。法被とよべり。和漢三才圖會に云。本朝半臂。冬則用レ綾。深紫色(以二五倍子鐵漿一染レ之)。紋小葵。或三重襷。裏水色平絹。夏即用二生縠一。亦深紫色。故曰二黑半臂一。如着二綺之下襲一時。用二同色半臂一。而不レ用レ之(非色人則冬平絹夏縠二藍染)。和訓栞に。半臂。袍と下重の間に着る衣なり。隋の大業中より始るといへり。軍家に用るは半被と書り。其製は似たり。胴肩衣ともいへり。裝束圖式に圖あり。兩袖のなき衣なり。また嬉遊笑覽に。はつぴ。下學集に。法被打敷と有。林逸節用集に。法被半臂と竝び出。僧家の服と見ゆ。今はつぴといふものも是になぞらへし名歟。安部泰邦卿東行話說。荒井のわたりの條に。かこの者。みな大島のはつぴをなむ着たる云々とあり。水主などの着るかんばんを云なるべし。今役人屋敷の人足などゞ着る。單衣の半截なるもしか呼なり。貞德文集に。御能の裝束法被。半切。長絹。大口云々といへり」と見ゆ。

ハツホ 初穗。鹽尻に云ふ。神にまいらする幣を初穗と呼は。田稻みのりて收ぬれば。先本居(ウブスナ)の神に獻ぜし。これを初穗と呼へり。今金銀及び泉貨をもはつほと呼はこれになぞらへて然るにやと云人侍りし。按するに三代實錄にや。貞觀十二年新錢を鑄せしめ。近境の神社へ進らせられし。告文に所二鑄作一之早穗(ハツホ)二十文とあれは。錢をはつほといふと久しき稱なり。

ハトノクルマ 鳩車は。兒童の玩具なり。嬉遊笑覽に。鳩車は。潜確類書

云。鳩車高二寸二分。長三寸。輪各二寸二分。狀二鳴鳩形一置二兩輪間一輪行百（百は而の誤歟）鳩從レ之。其禽背負二一子一。有レ紐置二之前一。以貫レ繩。蓋繫維之所也。按二鳲鳩之詩一。以況二母道均一一。故象二其子一以附レ之。因以爲二兒童戲一。若杜氏幽求子。所レ謂兒年五歲。有二鳩車之樂一。七歲有二竹馬之歡一者是也。こはふるき手遊とみえて。官遊記聞に。古器之名則有二鐘鼎一云々。鳩車提梁云々之屬などいへり。こゝにもふるき畫には。直幹申文の卷ものに。童の鳩車をひくところをかけり。また博古圖に。漢と六朝との鳩車の圖をのせて。曰く。按二鳲鳩之詩一。以況二母道均一一云々。前と同文を載せたり」とありて。今仍は此玩具は。廢らで行はれり。

ハナアハセ　花合。（カルタの條參看）

ハナガミブクロ　鼻紙袋は。俗に懷中物。又紙入ともいふ。今は專ら通貨を入れて。其形ち小さく。多くは革にて製れり。徃昔女の鼻紙袋には化粧道具を入れ。其製至つて美を盡し。一種見榮の持物なり。明治後あまり用ひる者なし。嬉遊笑覽に鼻紙袋。これも色道大鑑に。近代（延寶）はなかみ入用ること盛りなれば。下げ物は廢れげなり。根本凡卑なれども。今は上つがた迄用ひ給へば。下輩はさたに及ばず。諸用とゝのひて重寶となれり。風流ならしめんとならば。うすく小くして藥なとのみを入へきに。横に長く脇入をして。中にさま〳〵の具あり。片かたより引かけて金物にてしむる是賤し。こはぜにて留るも又よからず。ふたを二つにわけて打かぶするは宜しかるべし。雍州府志に。革或は絹を以て片囊を縫。その内に丸散の藥を納。また耳かき石筆等の物を入。はな紙と合せてこれを懷にす。はなかみ袋といふ。或ははな紙を此袋の内に入るもの有（今女の懷中物の如く。紙を外に卷なともしたるなりといへり）。貞享。元祿頃の畫にかけるを見るに。一口にして脇入あり。【かぶせ】は櫛のむねの形にまろく裁たり。今の小きく三つ折ほどの大さなるを。はな紙にて卷たるもみゆ。人倫訓蒙圖彙に。紙入師諸の絹毛織革等をもて是を作る。頭巾者手帕同所にあり。銀師諸の金物足を作る。此中近世紙入の金物師。別に名乘看板を出して是を作る。賤小手卷。はな紙袋。昔は一つ口にして。脇入を入口のかぶせに。銀の大なる平かなもの樣々物ずきして打たり。それを紫のふくさに包み。胴じめに眞田の廣きを廻し。銀の平き輪かなものをはめ。緒しめの如くしめ。其先に落し巾着を付て。内懷へ入て持たり。はな紙別に其儘入るか又ははなかみさし。はな紙押へとて。きれにてうすく拵へ。挾みて入たり。右のはなかみ袋は。今に女の用ることと替ることなし。其後三德といふものはやり。今なほ是を用。はなかみさしも色々工夫し。中に一つ淺き口を付け。楊枝なとを入れ。是を田沼懸と云へり。またどんぶり有り。更紗。緞子なとにて大なる袋を拵へ。何もかもこの内へ入（中畧）。安永。明和ごろ。彼はな紙さしも腰をひきくし。鼻紙を三つ折にして。女の如く懷中することはやりたりと有り。按るにどんぶりと云ふは。大なる袋をだんふくろといひ。細きを寸袋といふ。」武家の女の用ゆる【はこせこ】と云もの。昔の紙入なり。其頃は男女共に此形の紙入なり。はこせこは筥狹子なるへし。箱にてせまき意にや。【早道】續五元集（下）。「出し入やすき早道の錢」。「紛れずに返す芝居のたばこ盆」。艷道通鑑。「今日は心さしある日なり。有合たるぞ幸と逸道打あけて。殘らずとらせける。今はこれにもさま〳〵の製あり。思ふに。昔は前巾着も早道なるにや。花摘集。「景清が道の早きは音もしれ。其角」。「前巾着に小判へし折。曲水」。道の早きといふにて。前巾着。即ち早道なるとを思ふべし。」【花袋】といふは。今女兒の五色の絹を縫合せて。花形に作れる桔梗袋といふものなるべし。寛永發句帳。「絲柳よれて緒になれ花袋。宗圓」。「はな〳〵の莟はうき世袋かな。重政」。「紐とくやけに千金の花ふくろ。良德」。重政が句はうきよ袋の三角なるを。花袋の莟と云るか。只諸生花のつほみとならば。是はうき世袋の句なり。但しうきよ袋も。花袋ともいふへきか。又た懷子（二）。「紐とくや逢みるけふの花袋。云笑」。【疊紙】さてはな紙も古へたゝう紙と云ひて。此等にも法式あり。嬉遊笑覽に。枕草紙。みちの國かみのたゝう紙のほそやかなるが。花かくれなゐすこしにほひうつりたる云々。赤はなか。紅かすこし色のかはりし也と抄に有り。思ふに花とは露草なるへし。今花色と云ふと同し。園太曆に。德大寺前内大臣公賢大臣に物問給へる條々の中。帖紙は不レ及二沙汰一之由蒙レ仰候ひし。只朝夕用候白候やらん。もし掐などちとちりばみたる物や候べき。現在鼻垂候はゞ可二取出一之間可レ有レ之樣大切候歟。公卿已後も。薄樣帖紙持たる事も。よそには見及候ひし。是はもし夏の事候やらむ。紅の帖紙古物をは持て候。貞順條々聞書に。疊紙折樣の事。紙數二十枚を五つに折候て持へきよし候云々。紙は大略杉原を用候。同書（下）。女房衆のはながみ。はながみといふも古たり。男のやうには折れましく候。袖の紙と申を必もたれ候。是は杉原または。ならのやさ〳〵を用ひ申され候なり。」四季草に云。鼻紙の事。古は今の世の如く。小菊。小杉などの類の如く。小振にすきたるはな紙はなし。小引合。杉原などを横に折り。それを又竪に二つに折り。又それを竪に二つに折（以上竪四つに折）。それを幾重も組合せて。懷に入置て鼻をもかみ。萬の用事につかひしなり。是をはなかみとも。ふ

ところ紙とも。たゝみ紙とも云ふなり。歌の詠草を書く料紙の折やう今もあり。是即古たゝう紙に書たる體なり。折様同じ事なり。近世公家衆束帯の時。大たゝう紙といふ物を懐中せらる。此大たゝうがみは。厚き檀紙に切箔などちらして折たる物なり。此大たゝう紙の間に。前にいふ所のたゝみ紙をはさみて。懐中せらるゝなり。此大たゝう紙は古書に見えず。近代の製作なり。前に云たる疊紙は。源氏物語、其外歌集。古き物語等に見えたり。」又嬉遊笑覽云。七十一番職人歌合疊紙賣あり。「疊紙みがき打たる切はくの。光ことなる秋夜の月」。「忘れめやき殿に染るたゝう紙。しなやかなりし人の手ざはり」。其畫をみるに。色々の紙重ね。衣の重ねのやうにおめらして。疊みたる上にはくを散らしたり。大疊紙はこれにやき殿は城殿和泉とて。婦人假粧の具。扇なとを製る。古は何屋と云を。何どのと云へり。打どの張どのゝ如し。キドノも是なり。城殿は綺殿の假字なるべし。綺羅とはいつくしき服飾をいふ。これ後世の小間物屋なり。江談(五)橘孝親は文字を忽諸せず。凡反古などにもあえて鼻かまぬ人なり云々。これらをみるにも。古へ紙少く。反古を用ひて鼻などかむと。さるべき人にも有しとしらる。然るに高貴の人といへども。色紙に箔など置て用るは。專らはなをかむ爲の物ならぬを知るべし。後世下さまのはな紙は。一代男(七)。こきくのはなかみ。箕山大鏡はな紙は小杉原に限るべし。或人云。女には勿論なれと男にはぬるし。小半紙を川へきかといへり。これ宜からす。鼻紙は男女共に小杉原を本とす。男は小幅はぬるし。展の大はゞを用ふべし。外の紙にはもし加賀の小菊か。那須の中杉たるへし。此外の紙はかつて用べからず。折やうは竪の四つ折なり。紙の端を中へ折入るもあれど。二つに折て又二つに折なり。横折は小人用ふべし。類柑子哀れなる物を云ふ處。客の中杉つかひへらしたる文もかゝれず。色三線。大阪の條。杉懐紙も延は女めくとて。こぎくの五つ折。爪楊枝をさし込。奉書反古包に名木厚刻鼻紙入はさもしきとて。つれたる散切の禿に入させなとみえたり。今は紙入にいるゝも。小菊二つ折より四つ折に過ぎず。五つ折は思ふに横に二つに折りたるを。又た竪に三ッにたゝむなるへし。然らは古式にかなへり。但し小きくの大さ。その比と今と少し相違あるべし。」また一種風呂屋紙といふあり。梅園日記云。金銀の箔打たる紙を。風呂屋紙といふは。これにて面を拭ぐへば。よくあぶらけをされは。浴したるにひとしとの意にて名付しにや。又た蠟紙といひしは。紙の色の蠟に似たれはなるへし。續連珠俳諧集に。「打なれし傺むかふ盤のうへ。ふれたる肌を思ふ蠟紙」と季吟法印のつけあり。おのれ若かりし頃は。給具屋。薬種屋などにて朱を此紙に包みてうれり」と見ゆ。以上を見てその大概を知るべし。

ハナシヤウブ 花菖蒲は。燕子花の一種にして。昔より東都の名物と持囃され。今はその種類三百餘の多きに及べりといふ。花菖蒲の由來。その種類。花期培養法。海外輸出の狀況等。明治三十一年五月二十九日時事新報に據りて記すべし。【花菖蒲の由來】東都に於ける花菖蒲の起源を繹ぬるに。今を去る四百餘年の昔南葛飾郡堀切村の地頭久保寺胤夫なるもの深く花卉を愛し。其家臣宮田將監を奥州安積沼に遣はして花且美(菖蒲の一種)を齎らさしめ。久保寺の池(今の八幡神社境内)に植付けて愛養し居りしに。其後康正二年武州石濱の城主千葉介實胤と下總馬加の城主千葉陸奥守孝胤との間に確執起りし時。久保寺胤夫は千葉介實胤の旗下たりしかば。同六月十二日孝胤と戰て討死し。久保寺家の沒落と共に花且美も亦其跡を絕つに至れり。【花菖蒲の元祖】久保寺家滅亡後三百年間は花菖蒲の事詳かならず。其後都下に於て花菖蒲の元祖と傳ふるは。麻布龍土町に住する旗下松平小金吾(號菖翁)といふ人なり。頃は天明の頃とかや。其知己比田豐洲及び信州の知人某より安積沼花且美の根を贈られたるを。我庭園に培養し力を培養に盡せしかば。異色大輪の名花數種を出し。又水を離れて花を咲かしむるの法をも工風せしに此事叡聞に達して花を獻るの名譽を得たりとぞ。又其頃松平菖翁の同僚にて本所割下水に住する方年といふ者あり。或年菖翁の作れる花菖蒲數種をこふて吾庭の櫻花と交換し。頗る培養に意を留めしかば。其花もまた追々奇種を出して菖翁と共に花菖蒲の元祖とは稱せられたり。【堀切村の花菖蒲】花菖蒲を以て有名なる東郊堀切村の附近は元來花卉に富み。家々皆切花を賣る所なるが。今は昔其村に小高伊右衛門といふもの住み。或時前地頭久保寺家の創設に係る。同村醫晃山極樂寺に詣でゝ久保寺家の緣起を聞き。胤夫の昔を忍びつゝ。文化元年東北地方に遊び。安積沼を過ぎて恰も花且美の咲誇れるを眺め。其根を持歸りて再び吾村に移せしが。前記松平菖翁。同方年兩家に於て此培養の法に熟せるを聞き。乃ち兩家に就きて新花數株を讓受け。爾來專ら之を養ひしに。牡丹咲狂物と稱する醉美人より變化せし種々の尤物を出し。其後富士登山の歸途相州よりも移し植ゑて。其種類百餘の多きに達し。同村の農勘藏なるもの又別に花菖蒲の園を開き。正藏。清次を經て今の武藏屋瀧藏に至り。小高家と相對して有名の花園となれり。【四ッ木の吉野園】南葛飾郡曳舟通字四ッ木吉野園は堀切村を距る僅に八町にして。園内の廣きこと七千

五百餘坪あり。四時花卉を以て滿され。殊に花菖蒲を以て名あり。此地は幕政の頃總有村附近に通じて德川將軍の御獵場に屬し。常に數艘の曳舟を備へしかば。其川筋をば頓て曳舟川とはいひなせるなり。扨吉野園は其昔吉野屋とて此街道にては有名の料理店なりしが。去る十九年中類燒せしかばそれより業を轉じて。花を植ゑ四季雅客を延くこととなれるなり。【花菖蒲の花期と種類】花菖蒲の期は氣候の模樣によりて多少伸縮あれども。大抵五月下旬に咲初め六月下旬に終るを常とす。此間に早。中。晩と順次咲き出るものにして。就中上花の分は中より晚期に於て咲くもの多し。今三百餘種の內其重なるもののみを記すべし。

○白の部。滿月。白雁。烏鵲の渚。娥眉山月。鶴の毛衣。月下の涙。御幸傘。白牡丹(外二十七種)。○絞の部。世々寶。吉野。錦の一根。宇治の川霧。隅田川。五月雨。磯の涙。岩戸光。鳴海絞(外二十七種)。○紅の部。關留。虹の巴。松島。大笑。鳳凰城。立田川。酒中花。淀の車。霓裳羽衣。醉美人。獅子奮迅。洞入獅子。雲衣裳。紅葉の瀧(外三十七種)。○紫の部。大達。福娘。雲の上。笑布袋。大淀。大鳥毛。唐子遊。歸雁操。伊達道具(外四十二種)。○淺黃の部。玉川染。七寶。宇宙。王昭君(外十七種)。○鼠の部。花曇り。眞な鶴。綾瀨川。座間の森(外十七種)。○變物の部。吉野川。御所遊。寶釧の映。一天四海。文司關(外二十四種)。○空色の部。煙雨の空。星月夜。塞翁馬。霞か關(外十種)。○藤の部。東牡丹。五節舞。花車。鳳管の閣(外十七種)。○黑の部。黑龍。黑雲。熊奮迅。濡烏(外三種)。○瑠璃の部。切瑳琢磨。衣通姬。稻妻。紫雲龍(外十種)。○柿色の部。月打砧。玉寶蓮。曙。宇治川(外三種)。○斑葉の部。東京司。綾之錦。八千代。雲間錦。正宗。

【花菖蒲の培養】菖蒲。燕子花。花菖蒲の三種は何れも初夏の頃花の咲出づるものにて。一見相似たるが如くなれども。其間自から區別あり。菖蒲は其花色紫白の二種に止り。古來畑に作りて切花に出すを常とせり。尤も近來は沼に植うる者もありといふ。燕子花は水草にして。花は紫。白。絞等凡そ十種に止り。形は花菖蒲に反して花よりも葉の上に伸びるものなれば。花は葉と葉の間に咲き出づる也。但紫の一種は四季咲のものありと知べし。そが中に花菖蒲は花の種類三百餘種の多きに及び。加之花瓣大きく花は必ず葉よりも高し。扨其性沼田に適するを以て春四月頃より五六月の花期を終り。秋季の頃に至るまでは常に天然の溜水中にあらしむべし。但し冬季は水無きを宜しとす。肥料は人糞。油糟の二種中その一を用ふるものなるが。花期を早からしめんには先づ以て寒肥をなし。次は芽の出るに當り。芽先へ肥料を與ふべし。是れ其花を大ならしめんが爲めにて。此外に秋肥を施すは花期を終りたる後根の疲を養ふが爲めなりとぞ。【植替と草採】花菖蒲は古來每年花期を終りたる後。土用前に植替ふるを例とせしが。近年の經驗に依れば構へて年々植替ふるの必要なけれど。三四年目每に植替へをなさざれば。古根增殖して肥料の効能を減ずべしといふ。左れば此植替への要は泥を洗去り古根を取り去るにあり。又最も雜草を去り。假初めにも肥料を吸收せられざる樣に努むべしとなり。【花菖蒲の海外輸出】花菖蒲の始めて海外に輸出されしは明治八九年の頃にして。橫濱の鈴木卯兵衞(現今橫濱植木株式會社重役)。及び麻布の津田仙等先づ其の企てを立て花菖蒲の見本畫を造らんとて。之を橫濱の某畫師に託したるも。其結果宜しからざりしかば種々工夫を凝す中。其頃堀切村の小高伊右衞門方に御幸傘(白)。獅子奮迅(濃紫)。玉寶蓮(柿色)の三種を寫生したるものあるを聞き。直ちに複寫して海外に送りたるに最と珍らしき花なりとて賞讚を博し。橫濱居留地百番館英商アイザックペンテング商會。二十八番ボーマン商會等より續々注文ありしかば。小高伊右衞門及び武藏屋瀧藏の兩家にて引受け年々輸出することとなりたり。尤も獨。英等歐洲諸國は運搬中尠なからざる日數を要するを以て其結果良からず。近來は大抵米國にのみ輸出する由なるが。昨年の如きは右兩家及吉野園より橫濱植木商會其他へ賣込みたる花菖蒲の根株約五萬以上なりしと云。花菖蒲の根を海外に輸出する其季節は每年九月下旬より翌年二月上旬迄にして。之が荷造の方法は花菖蒲の葉を根元より刈取り。其根の泥を輕く洗ひ。而して幅一尺深さ一尺長さ二尺五寸許の箱の底へ水苔を敷き。其上に根を一列に竝べ。又其上に水苔を敷きては根を竝べ。斯して五十個を一箱に收むるに三週間餘は確かに枯るることをなしとぞ。目下東京市內及接近の地に於て花菖蒲を培養する花園の重もなるものは。曳舟通り四ツ木吉野園。堀切村小高伊右衞門。同武藏屋瀧藏始め本所四ツ目の植文。同松倉町賞花園。麻布廣尾笑花園。小石川白山境內蓮池園等とす。

ハナノエム

花宴は。古の御遊にかつぐ見えたり。類聚國史弘仁三年壬辰二月辛巳幸二神泉苑一。覽二花樹一。命二文人賦詩一。賜レ祿有レ差。花宴之節。始二於此一乎。後撰集第三。寬平御時櫻花宴ありけるに。雨の降り侍りければ。藤原敏行朝臣。「春雨の花の枝より流れこば。猶こそぬれめ香もやうつると」。蓮葉宴は。續日本紀。寶龜六年八月癸酉始設二蓮葉之宴一。萩花宴は。續日本後紀。承和元年八月庚寅上內宴淸涼殿一號曰二芳宜華讌一。その外。日本後紀。大同三年六月甲子禁中有二一株橘樹一。

凋枯經レ日生意既盡。忽生二花葉一楚々可レ愛。因茲右近衞府奉レ獻二宴飲一賜レ物有レ差と有などは非常の事也。」梅花宴は。續日本紀。天平十年秋七月癸酉云々。晩頭御二西池宮一。因指二殿前梅樹一。勅二右衞士督下道朝臣眞備及諸才子一曰。人皆有レ志。所レ好不レ同。朕去春欲レ翫二此樹一。而未レ及二賞翫一。花葉遽落意甚惜焉。宜下各賦二春意一。詠中此梅樹上。文人三十人。奉レ詔賦レ之。因賜二五位已上絁二十疋六位已下各六疋一。また續日本後紀。承和十三年二月戊寅天皇御二紫宸殿一。賜二侍臣酒一。於レ是攀二殿前之梅花一挿二皇太子及侍臣等頭一以爲二宴樂一とあり。」さて弘仁三年二月十二日の御遊は。櫻花なるべし。年中行事歌合に。「ちはやふる神の泉のそのかみや。花を見ゆきの始なりけり」とあり。

ハナビ　花火の起原は。知ること能はすと雖ども。夏月河邊等に納涼の時。之を打揚けて遊興となしたるものなるべし。和訓栞云。花火の字。經國要略にみえたり。煙花ともいへり。流星火は續綱目にみえ。地花鼠は武經總要にみゆ。又火炮といふ。」古來諸國にて。農民の素人細工に。花火を作りて打揚げ。之が技を競ふ土地あり。參河國など最とす。多く秋の祭に於てする故。花火は俳諧に秋の季とせり。幕府の頃も諸大名の鐵砲方が鐵砲筒掃除とて。江戸越中島の射的の餘興に花火。狼煙を擧げしとあり。又隅田川の川開は有名なるものなり。近時は大祝賀等のあるときは。必ず花火を揚けて。其餘興となすは往々見る所なり。又靖國神社。毎年例祭には必ず之を揚ることとなれり。德川氏の頃。花火に係はり。其取締上の達等も發せらる。天保十一子年五月二十一日花火の事に付觸書。御曲輪近邊は勿論程遠の場所たり共。家居近き場所にては無用。且海邊又は川筋にても大造の花火無用。總て近來相圖の火同樣の花火立候儀是又可爲無用候。右は度々相觸候處心得違の向も有之哉に相聞え候。以來堅く相守り申べく候。」又嘉永二年五月三十日に及び。揚花火並鼠軸と唱る花火無用の旨觸達あり。維新以後。花火の取締規則を定められて。頒布せられたり。明治二十年六月中警察令第十二號。煙火取締規則を定め。明治十五年（五月）甲第四號布達は廢止せり。」煙火取締規則の略に曰く。煙火製造を業と爲す者は。製造場及火藥類置場の縮圖並に人家との距離煙火の種類及び其置場を詳記し。又煙火販賣を以て業と爲す者は。其種類及置場を記載し。共に所轄警察署を經て本廳の免許を受け。煙火は倉庫又は製造場の外に貯藏するを得す。其貯藏の額製造者に在ては其使用する火藥類と既に製造せしものを併せて成規（火藥取締規則第十三條）の重量を超過するを得す。又販賣者に在ては。其煙火に配合せし火藥三百目に超過するを得す。煙火製造場並に煙火用の火藥類若くは煙火を貯藏する倉庫内に於て喫煙を爲し。或は發火質の物品若くは鐵製の器具を使用し。又濫りに他人を出入せしむるを得す。煙火は日出前日沒後製造又は販賣することを得す。煙火製造人及び販賣人は煙火若くは火藥を買收せし年月日斤量及び其免許商人免許製造人の住所氏名。或は賣與せし年月日及び其種類員數及び買受人の住所氏名。製造せし煙火の種類及び其員數毎月末火藥類及煙火の現在額等を帳簿に記載し。警察官の點檢に供す。煙火を興行せんとする者は興行地の警察署を經て本廳の許可を受けしむ（二十三年警察署限とす）。而して附するに本則に違犯する者は拘留に處し。或は科料に處するの制裁を以てす。

【川開の起原】毎年江戸隅田川に川開と名つけ煙花を揚ぐ。明治三十年九月一日の時事新報に云く。東都に花火業者の起りしは。今を去る二百二十餘年前。即ち萬治年間の事にして。當時は專ら將軍家の御用をのみ勤め居りしが。追々兒童の玩弄花火などを製し。夏季納涼の頃ともなれば。大川筋の遊船客を目的に。花火船を流して之を鬻ぎたるに。夏氣水上の戲れには至極のものと好評を博し。獨り船上の客のみならず。亦少からず陸上の客を慰めしかば。賣行きも增加し。遊客も自然川筋に打集ふことゝなり。附近の茶屋及び遊船宿の繁昌を來せしより。是等の人々相談の末。例年五月二十八日を期して。川開きと稱し。從來船賣の小花火に引替へて。大花火の打揚げ又は仕掛花火等を以て遊客を引かんとし。其筋の許しを得て。川開きの第一回を擧行したるは。今より百六十餘年前。即ち享保十八年癸丑五月二十八日の事なりとぞ。爾來年々非常の賑ひにて。船宿。料理店等の繁昌するに從ひ。藝妓などにて此川開きに往かざるは。仲間の耻とさへ思ふまでになり行き。別けて享保年間より。文化文政の頃の川開きといへば。其盛况譬ふるに物なかりしよし。扨其當時川開きの世話掛となり。又大花火の受負をなしたるは。日本橋區横山町の鍵屋彌兵衞。及び兩國廣小路の玉屋市郎兵衞の二名にして。其打揚場所をば兩國橋の上下二箇所となし。上流は玉屋の受持ち。下流は鍵屋の受持ちに定めたるものなりしとなり。【鍵屋と玉屋】東都の花火業中。鍵屋に玉屋の名稱は。三歲の兒童と雖も之を口にする位なるが。右の中玉屋と云へるは既に維新以前に斷絕し。その後例年兩國に執行する川開きの花火は。鍵屋彌兵衞一手に受持ちとなりたり。其間兩三度他より加入せし者なきにあらねど。一として永續したるはなく。今に至るまで鍵屋の專有に歸するもの丶如し。扨もこの有名の玉屋が。何故斷絕したるやといふに。天保

十四年主人市郎兵衛といふ者。將軍德川家齊日光御社參出立の前夜。恰も兩國廣小路の自宅より火を出しければ。嚴重の處罰を受けたる後。遂に江戸市中の住居を構はれ。其後は深川區海邊大工町に引移りしが。爾來不幸のみ打續きて。相續人さへ死絶ゆるに至りしなりとぞ。玉屋斷絶の後。德川家の御用は鍵屋彌兵衛一人にて勤め。青山なる鐵砲係役所へも出入して硝薬を納め。例年七月には。芝濱御殿に於て打揚の煙火を納めたり。明治三十年には鍵屋彌兵衛十一代目なり。【水神祭】維新以前川開きの役用は。船宿にて總額の八分。殘り二分を兩國橋附近の料理店にて負擔したるよし。その全盛想ひ見るべし。然るに維新後は之に反して。船宿業著しく減少したるを以て。料理店八分。船宿二分を負擔することゝなれるよし。變遷の狀想ひ見るべし。左れば去る明治十一年八月。始めて十日間水神祭を執行し。中流に大船數艘を繫ぎ。その上に龍宮城を裝置し。數十名の船頭舟子等に揃ひの浴衣を着せ。頭には。鯛。鱸。鯒。蛸など種々の魚族の假冠を被らしめ。龍宮城の燈影紅紫燦爛たる邊りを徘徊せしめたり。兩岸より之を望めば。漂渺として殆んど蜃氣樓を見るの感あり。況して柳橋藝妓一同。唐子又は田舍娘に扮裝ちて。大屋形船に乘り込み。絃歌を以て龍宮城に引添ひたるをや。その美觀見る目眩きばかりなるにぞ。大川筋の賑ひは前古未曾有とぞ聞えし。

ハナミ　花見は。櫻花の盛なる時を以て之を賞せり。去れば花見と云へば。大和の吉野山。山城の嵐山を始め。東京の隅田。上野の花を指して本邦觀花場の第一とす。且櫻花は外國に比類なき名花にして。外人も花と云へば。第一に之れを賞して。其風趣を艷稱するよしなり。さて花を見て樂む事は。古今人情の然らしむる所にして。貴賤おしなべて同じ心なるべし。日本歳時記に。凡花の盛りは。立春の後七十五日を期とするよし。吉田兼好か書に見え侍れど。今世都鄙のひとへなる櫻は。立春の後六十日を以て盛の期とす。吉野は山中なれば立春の後六十五日を以て花候とす。年の寒暖により山上山下によりて。少し遲速あれども。大やうたがはず。奈良。京都の八重櫻は。ひとへ櫻に十日あまりおそし。奧山と高山の上は。平地より花候はなはたおそき事。一旬二旬或は一月也。仁和寺の櫻は。洛中よりもやゝおそく。鞍馬。高雄の櫻は仁和寺の櫻よりおそきが如し」といへる如く。花期の遲速は土地と氣候とによるとなるべし。嬉遊笑覽に。花見野遊山には。小身とても鎗をもたせ供を召つれ出る。其内若き衆もし家來不自由の時は。鎗持も侍もなければ。六法上は氣に出立。器量よき草履取計召つれ。友達四五人にて出る人はあれど。大かたは旗本衆鎗をもたせぬはなし。近年は何かたへも。皆草履取ばかり也といへり。近年とは元祿頃よりこなたをいふ。一代男。慶長頃の事をいへるに。小鹽山の名木も。落花猥藉今一しほとおしまるゝ。けんぼうといふ男だて云々。北野にまうでゝ梅をちらし。大谷にゆきて藤をへし折。鳥へ山のけふりとは五ふくつきのきせるづゝ。小者にへうたん毛巾着ひなびたることにぞ有りけるといへり。穩ならぬ世の樣。さぞとおもひやらるゝ。さらでだに人多くつとふ處は。無賴の徒も打まじれり。花はよくともさるあたりは。出て見ぬこそ風雅ならめ。人ぞめき多きは常にて。世にはやるといふも人によるなり。其處によるにあらず。後日男といふ草子に。古人稱美して吉野の花といへど。盛りのたゞ中にも木樵の外はけがに髮長といふもの。山伏の髭より外にしる人もなく。花見小袖のもやうを見ず。辨當のしたみさへしらぬ山櫻をいかなれば花の名所とはいひつたへけむといへるもおかし。花見にはかならず男女ともにおどりて遊べり。古畫をみるに此さま多し。洛陽集に。「ぬきかけて櫻かさゝぬ袖もなし。正武」。京羽二重。「人ごみぞあたらさくらのいせおどり。政則」。花見小袖衣裳幕なんぞといふことは。紫の一本に。東叡山花見の條。松山の內淸水のうしろ。幕はしらかして見る人多し。幕多き時は三百餘あり。すくなき時は二百餘り。此の外かつき立てたる女房の上着の小袖。男の羽織を辨當からげたる細引に通して。櫻木にゆひ付て。かりの幕にし。毛氈花むしろ敷て。酒のむなり。鳴物は御法度にてならず。小歌。淨瑠璃。仕舞は皆むることとなし。本町。通り町をはじめ。有德なるもさもなきも。町方にては女房娘正月小袖といふは仕立ず。花見小袖とてなる程手をこめ。結構にだてなるものすきしたるを着て出るは。花よりも猶見事なり。花の頃は曇りて大かたは晝過より雨ふる。しかれども傘をもさゝず。よき小袖をすきとぬらして歸るを。遊山にも又手柄にもするなり。花盛にはとんところめきの石橋からは。中々先へは行かれず。見物人四方からの集りなれば。ひしとつまりて動きはたらきもならず。車坂からもあがり。屛風坂からものぼれば。上野の人こみあい夥しきとなりとあるは。天和の頃なり。又花見に風呂をたてゝ入し事あり。同條にあなたこなたみるうちに。遺佚何かたへか見えず。陶齋方々たづね步行たるに。いつの間に支度しけむ。大佛の後の窪に櫻の花さかりたるその下に。居風呂をたてゝ。花を入れて。溫泉水なめらかに岸を洗ふと。たはことつきて垢を流し居る。「水風呂のあかなくおもふ花なれば。上野の山も入てこそみれ」。こは戲作なから。さるをあらんと

思はるゝは。寶倉に。花見の夕暮をいふ處。氈も筵も打まくりて。水風呂の火けしてよ。物落すなとかしこげに掟てゝ。人々は立歸れば。下部ぞあとに殘りけると云とあり。色音論。寛永二十年の作に。しのはすの池云々とありて。北はと問へば。ぜんくわうじ。あたりにちかきやなか寺。佛法はんじよのれい地にて云々。又上野に群集せしことは。友が發句に。「上を下へえいとう山の花見哉」。この句のこと米仲が靱隨筆に。西山宗因江戸に旅泊の折から。ある加人此ごろはぬかいし侍りしと添削を乞云々。宗因云。おもしろけれども連歌めきたり。かやうにてよかるべしとて。「花見衆やえいとう〳〵東えい山」。即時に引直して。さて脇をし侍らんと。「霞ひけ〳〵押車坂」とつけられたり。えいとう山の句連歌めきたるとや。厚きはぬかい也。松の葉に栽たる小野川撿校が花見といへる長歌に。「八重の霞にいやたかき。めぐみになにかうへの山云々。さてそれ〳〵の幕の內。ちやのゆまつかぜそめもやう。なにはにかるやよしあしの。とさをかたらぬ幕もなし。」天和。貞享の頃。土佐ぶし流行なり。云々。「おなじをかへの松にはあらで。その里人のふうぞくも。名はなつかしきやり衆やり梅。すがた形はよこふとり(遣手女をいふ)。みとりたよりがかみゆひかへて。やぼに身をなすかゝえ帶。」これ吉原の禿ども。花見に出しなり。このをもやゝ久し。西鶴諸國咄に。屋かた住居氣づまりも。上野の花にわすれて云々。衣裳まくの內には。小歌まじりの女中姿云々。この小袖まくといふも。外にはせざりしが。誰袖海に。むさしの國のよしの山。春の盛もけしきだち。京にめなれぬ衣裳幕。衣かけ山もけをさるべし。[illegible]道通鑑に。知恩院の馬場先より。下河原安井の內。八坂靈山地主の庭。聲なうて人を呼。花まれかざれどもおのづから群りて。木かげつぎ〳〵しき處。水草の淸きにたよりて。我一と幕うちまはし。氈鋪ならべまくよりまく御免。たがひの挨拶して。所せきは都ぞ春のにしきに木綿こきまぜて拔かけし。小袖のちらほら風に靡くは。霽ざるの虹。足拍子のどろ〳〵は。雲あらざるの雷云々。これは小袖の肩ぬくなり幕にはあらず。されど寛永三年刻。塵滴問答に。江戸京都の女子。花の時野遊に色々の衣を樹上にかけつられ。外の隔となし。是を衣裳まくと名付云々。其答に林下淸錄に。長安士女春野に遊で。人々の着せる紅裙を取て幄となす云々といへるは非なるべし。裙幄の事引書もわろし。あすか山は。享保年中より櫻あり。すみた川の堤は。又其後なり。錦繡緞(元祿十年其角が獨吟)。「仕似せぬ戀をたそがれの月」。「花の後萬日參りすみだ川」。「海苔のちからで壽麥切をくふ」。續五元集。元祿十三年の吟に。「此道も櫁が明たり花の外。五十年來梅若の墓」。按するに此付合も。花の後萬日參りの心とおなし。花見に來しに非ず。向島の茶店むさしや櫃三は。寛延の頃は麥飯ばかりをたきて賣れり。それ故麥計庵と號す。計を斗と訛りて麥斗と唱へたりしが。次第に料理などするまゝに。いつか其名もうせて。今はむさしやにて通れり。寶曆のなかばより。眞崎の稻荷はやり出て。田樂茶屋出きたる。其後もいたく賑はへりしが。又すたれたり。向島の秋葉はやり止で。參詣もなくなりながら。茶屋どもみな賑はへり。今はこの堤年年に賑はひまされば。狹き道を遠のりの馬さへはせちがへば。しばし休らはむとするに。花のもとは葭簀はり設けたる出茶屋にてみなふさきぬ。立よらむもいふせきさまにて。酒に醉たるもの多く見ゆるに。女の三線ひきて錢乞ふが。二人つゝ幾むれともなくめぐり來るうるさゝは。花のかげもいとはれぬ。類柑子家々名所と云ふ條。上野山をほめて。日光には莊嚴おされたれど。池は廣澤よりうつくし。遠樹高閣風景わき出たらんやう也。淺草川すみ田川。たへず名にながれたれど。加茂。桂よりは賤しくて肩落したり。山竝もあらばと願はし。目黑は物ふり山坂おもしろけれど はてしなくて水遠し。嵯峨に似てさみしからぬ風情なり。曹司谷は樫の木立も昔ながら。寺もよし。三光などつれみぬ島のから聲。伏猪の床もめづらしくはあれど。鶉鳴ふか草山に墨染の寺。元政など聞ふるひじり住けん跡忍ばれたり。遙劣れるものなり。王子は漲落一片の水に曲水のたはふれもすなる。舟にて行かへるよし。われもかうなど茂る菊をあきなへる人の閑居には。茶園も所々にて花園もうつろふ頃なるに。宇治の柴舟のしばし日を流すべき島山もなし云々。護國寺御堂新にして綠樹陰を重ね。町竝きら〳〵しかけ作り。吉野に似て一日千本の雪のあけぼの。思ひやらるゝにや。爰も流なくて口をし云々。深川の洲さきの東南にて。安房上總の山々を風帆につみあけたり云々。住吉をうつし奉る佃島も。岸の姫松のすくなきに。そりはしのたゆみおかしからず。須磨のあまの汐やく煙ほのめかして。公家達のたゝずませ給ふ御けしきおさ〳〵似もよらず。宰府はあがめ奉る名のみして。染川の色に合羽ほしわたし。黑河のよるべに芥を埋む。都府樓。觀音寺唐ゐといはんに。四ッ日の鐘の裸なる。報恩寺の甍の白地なるぞ。□□□屏風立しやうなり。木立うすく梅紅葉せず。三月の末藤にすがりて。回廊に筵を設くるばかり。野には心もとまらずと。一ッ〳〵疵物にしたり。無疵の名作は快霽の富士にこそ云々。と見ゆ。以上に於て花見のありさまを知るに足るべし。また同書に。手習の師の。弟子の子供ある限り。いざなひて花見に出るは。吉原の丫髻共の花見に出るをまれ

びたるなん。歌舞の師の弟子引つれて出るはさらなり。此ことをよめるにはあられども、嵐雪が發句に。「手ならひの師を車座や花の兒」といへるもおかし。又獲絨輪に。「挾箱はな野の奥を前がけに。縄て鉢卷とくりきかぬ氣」。また野がけなどの戯に、【坊主持】といふ事をする。此頃人の付合。「先へ行羽織もどこかめりしもの。うけとりにくい坊主持の荷」などあり。今は小學校の生徒など同じ色の帽子をいたゞき。幟を立て組を結びて思ひ／＼の運動をなし。以て花の下に一日の興を催ふすこと其情往昔にかはらざるなり。猶花宴の條參看すべし。

ハナムケ　餞別。親しき人の餞別のをば。土佐日記に、「船路なれど馬のはなむけす」と記し。後世には單にはなむけといふ。其古來の慣習中見るべきもの、嬉遊笑覽に云く。萬葉集(十五)「加思故美等能巨受安里思乎美故之治能多武氣(タムケ)爾多知豆伊毛我名能里都」、こは日本武のみことのあづまはやとのたまひし類ひなり。夏山雜談にも、山のたうげは手向の轉訓なり。手向をたうげと訓ずるは。日向をひうがといへるがごとし。たうけは上り下りの山のさかひにて。國も多くはこゝにさかへば。旅行の山道のほとりをいのりて。國つ神に手向する故の名なり。此說契沖にもとづけり。また萬葉(二十)上總國防人歌「爾波奈加能阿須波乃加美爾古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻佐弖爾」(小柴もて神籬をかりそめに造るなるべし)。古事記大年神の御子の内に。庭津日神。次に阿須波神云々あり。本居氏云、當昔民家の庭に。竈神などゝ共に此阿須波神をも祭りしを知べし。末二句を味ふに。彼あすはの神は己れが家のにはあらで。行前の宿々の家に祭れるをいはひつゝ行むとよめるなれば。何國にても家ごとに祭るをしられたりといへり(吾はいはゝむ歸り來迄にと有は。しが庭にいへらんに。何の聞えぬことかあらん)。此神鹿島に前立の社といふ。世事談に。此神に御饌をさゝげていのるに。旅に居る者飢につかれずとなり。世俗影膳とて居るもこの遺風なり。和訓栞に鹿島立といふも是より出たるよし。鹿島本緣にみえたれど。本社より起れる諺なるべしといへり。もと軍に出立時のしはざと聞ゆ。故萬葉(二十)「阿良例布理、可志麻能可美乎伊能利都々、須米良美久佐爾。和例波伎爾之乎」抔見えたり。猶【鹿島立】の事詞林采葉抄(五)に委くみえたり。莵玖波集羇旅部に。救濟法師「これぞこの旅のはじめのかしま立」。旅よりかへり來る人を。むかひに出てことぶくを【さかむかひ】といふ。もと都人はあふ阪まで出たりし故。しかいへりとぞ。今昔物語(二十)。信濃守に成りし人。始て其國に下りけるに。阪向への饗(アルジ)をしたりければ云々。此國には本として守の下り給ふ阪向へに、三年過たる舊酒(フルサケ)に。胡桃(クルミ)を濃く摺入て。守の御前に參て奉れば。守其酒を食す事定れる例也(又朝野群載(二十二)國務條々の中にも。境迎事あり)とあり。之を酒迎とかくは非なり。さて胡桃は來る身によせて祝したるなるべし。かゝれば此を古きならひと見えたり。大幣にほそりといふ小歌あり。しのぶほそ道にまつとくるみさしうゑまいまつとて。其身はくるみてもなし。是も事はかはれども意はおなじ。また【關むかひ】といひしことも有り。源氏物語(關屋)。けふの御關むかへはえ思ひ捨たまはじ」とあり、又源氏語梯に【くし。あふぎ】こまやかにをかしきさまなる櫛扇おほくして、ぬさなどわざとがましくとあり。是はなむけのおくりものなり。櫛はとゞこほる筋をやるもの。扇は逢意なり。三溪云く。櫛を貰へば緣が切れると云ふ事此より出たるべし。

ハナヲ　鼻緒。履物の鼻の緒を云ふにて。橫なるは橫緒と云ふ。後世その全體を鼻緒と唱ふる事となりて。昔鼻緒と云ひし部分を今は前鼻緒と云ふ。下駄。草履とも、鼻緒は塗皮を極上とし。篠(タケノコ)の皮にて作りて鼻緒を赤と黑にて塗しも有り。是も享和の頃より、八幡黑と云皮鼻緒を用ゐ夫より絹の眞田又は天鵝絨。紋皮。唐かわなどを用ゆる樣になりぬ(寬天見聞記)、而して近頃に至りては。價安きは小倉木綿の白、鼠。赤。縞。かすり、及び無地の皮、コールテンを用ゐ。稍價高きは縮緬。キムテン。ふうつう、其他錦。金襴。及び華かなる模樣付きたる皮を用ゐ居れり。尙ゲタの條參看すべし。

ハニワ　埴輪。古墳中より出る古物にして近時人類學會に於ける研究の進步と共に、其事蹟漸く明かになり來れり。理學博士坪井正五郎著ハニワ考(明治三十四年七月發兌)は其要を盡せり。今左に其要を摘む。曰く。古墳外部の發見物には鼠色で堅くて薄い燒物有り。又赤土色で脆くて厚い燒物有り。何れも大概は缺けて小破片となれり。前者中比較的薄くて內面の滑かなものを祝部(齋瓮)と云ひ。比較的厚く內面に通例同心圓を重ねて青海波の模樣の如き押し形の有るものを朝鮮土器と云ふ。後者即ち赤土色の燒き物は。祝部や朝鮮土器は破片の形から推測しても。壺とか德利とか、碗とか。高抔とか、瓶とか云樣な容れ物で有る事が明なり。隨分完全な物の掘り出される事も有りて其用に付いては別段不審な點もなし。厚い赤燒きの土器に至つては。一見何とも判斷が付きがたし。外面には通例櫛で畫いた樣な縱線が有り。缺けたのは丸瓦の一部の樣に見える。稍く完全なものゝ中には土管同樣。全く筒形に成つて居るものも有り。箍を嵌めた樣な形に出來て居

る部分も有り。棒を通す爲かと思はれる孔の有る部分も有り。祝部の破片も朝鮮土器の破片も何所と定まらずに散布し居るが。彼の土管の樣な土器は規則正しく竝んで埋まり居れり。一本一本の筒は地面に直角を爲して。總體の竝び方は塚を取り圍む樣に成つて居れり。立て列れられた當時の有樣を想像すると恐くは塚を圍ひ込む垣の樣で有るかと思はる。土管の樣な物の縱に埋まつて居るのをば。上の方から土と共に削り減らして見ると丁度壺でも埋めたかの樣に見え。播磨には千壺と云ふ名を以て呼ばれて居る塚か有り。此名の起りは澤山の壺形の物の埋まつて居るゆゑにて。其壺形の物は即ち前述の土管なりとす。土管形の赤燒き土器は上の端まで筒に成つて居るを常とす。時とすると異つた形に成つて居るが有り。其の異つた形の部分は。筒に連なつた儘で發見され。又は離れ離れに成つて發見せらる。土管形の土器の類で單純な筒にあらぬものは。人の形。馬の形。牛の形。猪の形。兎の形。雞の形。水禽の形。種々の器物の形。是等の存在に由つて考ふれば。人馬其他諸種の土製品を墳墓の周圍に立て列れる風が行はれたりと思ふ。日本書紀垂仁天皇御宇の記事。三十二年の條下に。秋七月甲戌朔己卯。皇后日葉酢媛命薨。臨葬有日焉。天皇詔群卿曰。從死之道前知ニ不可一。今此行ニ之葬一奈ニ之爲一何。於

埴輪圓筒

埴輪土偶
此外鳥馬なども有り

レ是野見宿禰進曰。夫君王陵墓埋ニ立生人一是不良也。豈得レ傳ニ後葉一乎。願今將下議ニ便事一而奏上之。則使者喚ニ上出雲國之土部壹佰人一。自領ニ土部等一。取レ埴以造ニ作人馬及種々物形一獻ニ于天皇一曰。自今以後以ニ是土物一更易ニ生人一樹ニ於陵墓一爲ニ後葉之法則一」と。彼の土管形の赤燒き土器は即ち此所に云ふ埴製の物に相違なし。人馬及種々物形と云ふのは實に好く發見品に一致す。埴製の物の一つ一つは立て物（或は樹て物）と名づけられ。立て物の竝列に由つて塚の周圍に形作られた輪は【埴輪】と名づけられて居る。埴製の物一つ一つ尙埴輪と呼んでも差支はなしとす。埴輪の人形は【埴輪人形】とも埴輪土偶とも呼ばる。地方に由つては之を【瓦人形】と稱す。或る人はかはら人形とはかはり人形の轉訛で。人に代へて作られた物故に此の名が有るので有ると說けり。餘り穿鑿に過ぎたり。かはら人形は矢張り瓦人形で。土製の人形と云ふ事を意味するならん。前に揭げた記事に由つて埴輪土偶を垂仁天皇御宇以來の物と見るのは宜しいが。土偶で無い埴輪立て物も總て其以前には絕無で有つたと云ひがたからむ。從來墳墓の周圍に物を立て列れると云ふ風も無く。埴を以て諸種の物を摸造すると云ふ風も無かりしに。野見宿禰が突然土

偶を作つて立てる事を考へ付きしとは。如何にも信じ難き事なり。思ふに以前から埴輪圓筒即ち土管形の物を墳墓の周圍に立て列ねる風有りて。野見宿禰は此事よりして其上へ人形を作り添へると云ふ事を案出したるものならむ。土偶以外の摸造品中にも或は土偶より古い物が有るかも知れず。然らば埴輪圓筒は如何にして始りしかと云はゞ。或る古墳に關しての調べには圓筒は玉垣の樣に立て廻らせて有つたもので有るとの事が解り。或る古墳に關しての調べでは是等は盛り土の崩れるのを防ぐ爲に土留めとして竝べ埋めたので有るとの事と解せらる。玉垣が本元か。土留めが本元か。抑ゝ亦各ゝ特別に造り始められたものか。玉垣と見える圓筒も土留と見える圓筒も其丈に長い短いの別こそ有れ。又其埋まり方に淺い深いの別こそ有れ。土質と云ひ。製作と云ひ。形式と云ひ。列なり方と云ひ。明かに同一種類に屬すべきものにて。相互の間に何等かの關係有るべきは更に疑ひの無きことす。兩者の關係に付いては。土留めか延びて玉垣に變じたか。玉垣か縮んで土留めに變じたかと云ふ二つの考へ方が有り。土留めと見えたる圓筒は九州に於てのみ發見され。關東地方には只玉垣と見えるもの計りか存在すると云ふ事實から推測すれば。其作られた時代の前後に由つて。土留めの方が原形で。玉垣の方が變形で有るかと考へらるゝ。簡單な埴輪圓筒は人馬及び種々の物の摸造よりも古くから行はれて居たらうと信ぜらる。此考へに誤りが無くつて彼の圓筒は實に土偶土馬等よりも古くから行はれて居たとすれば。塚の周圍に於ける圓筒の發見は必しも其塚の垂仁帝以後のものたるを證するには足らず。【殉死と埴輪との關係】に付いて。單に埴輪土偶は殉死に代へて作り出された物で有ると聞けば。殉死者を埋葬した形迹の有る塚の周圍には埴輪土偶は無い筈。埴輪土偶の存する塚の中には一體以上の遺骸は無い筈。殉死と埴輪土偶とは決して相伴ふのでないと。速斷する人が有るかも知れぬ。然るに實際に於ては周圍から埴輪土偶の發見された塚の中に數軀の人骨の有つた事が有り。多人數合葬と云ふ事が例の少い事ならば。之を以て戰亂惡疫の樣な非常の出來事の爲め同時に死んだ者を一ヶ所に埋めたものとも考へらる。其例の多い所から推して見ると。之を或る時期の間常に行はれた事と云はなければならぬ。常に行はれた合葬と云へば。既に葬られた者の遺族が死んだ場合に。其の屍體を既に存する塚に納めるのか。然らざれば主人たる者の屍體の傍に殉死者を置くのかで有らんか。一旦石槨の入口を閉ぢ或は多量の土を築き重ねた塚をば掘り發いて。既に葬られて居る者の腐敗した屍體をば表はにすると云ふは如何にも忍び難い事で。或る場合には石槨の組み立てが築造後の合葬を許さない程に究屈で有り。異つた時に於ける同族の合葬と云ふよりも。同時に於ける殉死者の合葬と云ふ方事實に適つて居れり。然らば埴輪土偶の立て連ねられた塚の中にも殉死者を葬つた形迹か有ると云はなければ成らず。土偶を作つて殉死に代ると云ふ事は能く義理一遍の殉死者の命を救ひ。又判斷力に富んだ從者をして主の利益とも成るまじき事に命を捨てるが如き事を思ひ止まらしめたには相違なからんが。主を慕ふ念が厚く死後の世界に關する信仰が強く。誠意を以て殉死しやうと思つて居る者に對しては其の効力は薄かりしならん。殉死の風の容易に跡を絕たざりしは。大化年間又之れを禁ぜられたのに由つても推知し得べし。殉死者が有つた場合には人情として之れを他所に埋むるに忍びず。或は主なる者の塚中に納め。或は相距る遠からざる地に葬りしならん。斯く考へて見れば。合葬の形迹の有る塚の傍から埴輪土偶の發見されるのも敢て怪むには足らず。埴輪圓筒は恐らく垂仁帝以前から有つたもの。埴輪土偶土馬等は垂仁帝の御代(凡そ千九百年前)に始まつたものとして。是等の土製品は何時迄行はれたりしか。孝德帝の大化の詔勅の中には埋葬に關する樣々の規定を揭げたるも。埴輪の事は一句も見えず。思ふに此時分(凡そ千二百五十年前)には既に埴輪の制は衰へしか。又は絕えしかで。是に付いて特に言葉を費やす必要は認められず。土偶土馬を作る事の止んだのが夫れよりも前で有るとすれば何時頃なるべきか。佛法渡來と共に此制止をしたものと想像して欽明帝の御代(凡そ千三百六十年前)を以て其の時期とするのも一說ならん。支那朝鮮の文物制度を採用する事盛んとなりて佛法の勢力も甚だ強く成りし事實に基き。推古帝の御代(凡そ千三百年前)を以て之に充てるのも一說ならん。又京畿間に於てこそ斯くも有りたれ諸地方の事を總括して考へて見れば。佛法隆盛の聖武帝の御代(凡そ千百六十年前)頃が埴輪廢滅の時期で有らうと云ふのも一說ならん。埴輪土偶は啻に本邦の西南部。中央部に於て發見されるのみならず。東北の方磐城に於てさへも發見せらる。我々日本種族の移り居る事比較的に遲かつた筈の東北地方に。此の土偶の存在が認められた以上は。埴輪類の全く迹を絕つたのは。古史を讀んで多くの人々が心に畫いて居る所の時代よりも後れて居るかと思はる。我々は未だ斷言する丈の材料を有し居らず。埴輪土偶土馬等に現はれて居る風は主として今を距る凡そ千八百年前のもので有るといふてよろしからん。千七八百年と一口に云ふ中にも既に百年の相違有り。垂仁帝の御

代と聖武帝の御代とでは時代の差が八百年。之を古墳內外の發見物に徵するに、其製作、形式に於て七百年の八百年のと云ふ程の前後有るべしと考へられず。古史所載の年數には決して誤りが無いとも云ひ兼ね。埴輪の止んだ時期に關する說も固より確定して居る譯にあらず。詳細の論は今後更に多くの事實に據り。更に精しい研究を遂げた後ならされは立つる事能はす（詳くはハニワ考の本文及圖を參考すべし）。

ハ子　羽根。（ハゴイタを見よ）

ハハキ　伯耆は。山陰道に屬し。北は海に臨み、西は出雲に接し。東南は因幡。美作。備中。備後に界し。河村。久米。八橋。汗入。會見。日野の六郡あり。明治二十九年三月河村。久米。八橋郡を廢して東伯郡を置き。汗入。會見郡を廢して西伯郡を置けり。大山は本名を大神山と云ふ。山陰道第一の高嶺にして。鍋山。高麗山等。其麓に峙ち。三國山美作。因幡の境に聳えて。北に美德山あり。西に蚖山あり。日野郡は出雲。備後。備中。美作に接して。連山其後を擁し。船通山は出雲の境に峙ち。三平山は美作の境に聳え。又大倉の高峰ありて。鐵鑛多し。船上山は御來屋港の東南に在り。後醍醐天皇の行在所たりしを以て。其名世に著る。東鄕の地は周回殆三里。亦北流して橋津に至り海に入る。故にこれを橋津川と云。竹田川は河村郡栗祖村の山中に發源し。三朝川は同郡俵原村の山間より發し、今泉村に至り。相會して一水となり。又小鴨新村の二川を併せ。天神川と稱し。北流して長瀨に至り海に注く。日野川は源を日野郡組村の山中に發し。郡中及會見郡の諸川を併せ。北流して日吉津に至り。海に入る。勝田。阿彌陀等の諸川。皆源を八橋。汗入兩郡の山中より發し。北流して海に注く。夜見濱は北海に突出せる沙嘴にして。出雲の三保の關と海水を擁し。一大灣をなす。灣の東岸に米子の市街あり。故に米子深浦と稱す。沙嘴の盡頭を境湊とす。亦佳港なり。其東に淀江。御來屋。赤崎。松谷、泊浦等の諸港ありと雖ども。灣內狹隘にして。風濤を防くへからず。故に碇泊日を歷ること能はす。此國は毛利元就の中國を平定せしより。毛利氏の有となりしか。慶長五年。池田長吉之を領し。其子長幸に傳ふ。元和三年。其族池田光政因幡に居り。併せて之を領し。寬永九年。光政備前に移り。其族池田光仲代て因幡に來り。併せて之を領し。以後世々之を有し。以て皇政維新に至る。明治三年。廢藩置縣の際。鳥取縣に屬す。物產の重なる者は。鐵。鋼。鐵器。白石英。紫石英。砥石。雲母。藍。紅花。胡麻。茅蕈。香蕈。砂糖。蠟。漆。石灰。紙。麻。草綿。棉布。甘藷。白柹。鯔。鰻。海參。海藻。熊膽。諸藥材等なり。

ハバキ　脛巾。（キヤハムを見よ）

ハハソ　柞は。櫨と共に其紅葉の色美しきをもて。古來多く歌にも詠めり。わくかせわに曰く。山木なり高きもの二三丈。葉は柏に似て秋紅葉し冬落つ。城州柞の森名所なり。且奈良の西南に祝園（ハフソノ）といふ所あり。城州の內なり元柞園（ハヽソノ）より後祝（ハフ）の字に改む。祝園の神社春日大明神なり。此の神の森皆柞の木にして。秋甚だ紅葉す。他邦には稀なる木なり云々」と見ゆ。

ハヒリクチ　這入口。（カチクを見よ）

ハフ　破風は。尾張產の陶器なり。もと家屋の破風より出でたる名なりといふ。工藝志料云。破風は。建武年間第四世藤三郎の製造せし所の陶器の名なり。其の釉法たるや。器の外面高臺に至るの際。釉色自ら不足して山の狀に地質を露し。其の形ち家室の破風（破風は家室の棟端に木を橫へて山の狀をなすものを云ふなり）に似たるを以て名く。其の釉を用ひるの法は。先つ茶褐色の者を施し。而して其の上に黃色の者を施す（俗に之を宇波岐久須利といふ）。其の造る所の者は茶壺多くして雜器尠し」とあり。

ハフヱ　法衣。印度には別に法衣なし　一枚の布を以て體を纏ふのみ。即ち我が今日の袈裟なり。五條、七條、十五條など云ふは、數多の人より布施せられたる布片を集めて縫ひ合せたるを象どるなり。而して今の衣（コロモ）は支那の風に基き。我邦にて定めたるものにて。遂に衣と袈裟とを法衣となすに至れり。【袈裟】和漢三才圖會に。錦繡萬花谷云。大衣（僧伽梨）。七條（欝多羅層）。五條（安陀會）。以上爲二三衣一。自二九條一至二二十五條一爲二衲衣一。智度論云。五比丘曰レ佛。當レ着二何等衣一。佛言應レ着二衲衣一。大明會典云、禪僧茶褐色。常服青條。五色袈裟。講僧五色常服。綠條淺紅袈裟。教僧皂常服。黑條淺紅袈裟。衆僧如レ之。惟僧錄司袈裟綠紋飾以レ金。事物紀源云。唐開元二十年。波斯王遣二僧及烈一至レ唐。勅賜二紫袈裟一還レ國。僧賜二紫衣一之始也。聖武天皇靈龜二年。僧玄昉入唐學問。唐天子尊レ昉准二三品一令レ着二紫袈裟一。自レ是本朝亦施二紫袈裟一着レ之」といへり。【掛絡】和漢三才圖會云。掛絡浮屠以掛レ肩者。其結交處有二輪環一。用二象牙或犀角一作レ之。名二哲那環一。俗此以爲二掛絡一。【横被】同書に。內典云。昔有二婬女一。見二阿難端正一。發二欲想一。爾時阿難爲レ覆二藏其身一。始有二横被一」と見えたり。右僧徒被服の大凡なり。尚釋氏要覽等の書に就て見るべし。【袈裟】佛教いろは字典につきその要を摘むべし。袈裟。又原具には迦羅沙曳（カラシヤエイ）と言ふ。不正色と譯す、色に隨て名を得たり。

は草の名なり。其の草以て衣を染むべしといへり。十誦律には敷具とす。氈席の形に同じければなり。四分には臥具とす。衾被の類に同じければなり。薩婆多に臥具とは三衣の名なりといへり。三衣は即袈裟を謂ふなり。道服。出世服。法衣。間色服。慈悲衣。福田衣。功法衣。去穢離染衣。離塵服。消痩服。蓮華衣。忍辱鎧等の稱あり。三衣を通じて九種有り。安陀會(五條)を中着衣。欝多羅僧(七條)を上衣。僧伽梨(二十五條等)を大衣。衆集時衣等と言ふ。五條は下衣として貪を斷す。七條は中衣として斷瞋口なり。大衣は上衣として斷痴心なり。袈裟を被る者は三毒を捨離す。結俠を懐抱しては被るべからずといひ。又六塵を斷ち煩惱を割き着を離るゝの三事に於ける如法色の所成なり。此の三色を三種の壞色と謂ふ即青(綠色なり)。黑。木蘭色なり。之を細截して作るは怨賊の爲に剝れざらんが爲なり。其相田疇に等しきは畦の水を貯へて苗を養ふが如く。此の衣を服すれば功德を生するに喩ふ。大衣は五日を以成し。七條は四日。五條は二日を期して成す。若此期に成せざれば尼は墮を犯し比丘は突吉羅業とす。若し之れを貯へさる者は突吉羅罪たりと云へり。原字毠毟音加沙なりしを後。衣に從ひて袈裟とす云々。委しくは「佛製比丘六物圖」。「法服圖儀」等の諸書を參看すべし。【袍】同書にいふ。上衣なり。通常衣の上下を分離したるが如し。此衣を着れば必別に裳を襲く。始めて通常衣の形の如し。此制支那に基し我朝家の服に擬せり。後略して此袍と裳とを接聯し通常衣(コロモ)としたるなりとあり。衣は色及騷に依りて各宗階級を異にす。左に【往時各宗衣體の制】を揭ぐべし(幕府へ届け出たる各宗衣體の次第に據る)。

【天台宗比叡山衣體】〇大僧正。僧正。樞僧正制服(紫衣は御免無之者は着用不レ仕候)。袍裳(緋色或は紫)。衣袴(白綾八ッ藤の紋)。鈍色(緋色或は紫)。刺貫(淺黄綾地八ッ藤の紋)。素絹(緋色或は萌黄玉虫或は紫)。五條(緋紋白)。直綴(緋色或は萌黄玉虫或は紫)。襲(緋色或は萌黄玉虫或は紫)。〇同院家裝束。袍裳(白地或は木蘭色衣)。表袴(白精好)。鈍色(木蘭色衣)。刺貫(貫白)。素絹(白精好地)。五條(貫白浮紋白)。直綴(白地或は淺黄)。襲(白)。〇大僧都裝束(樞大僧都以下同樣也。刺貫は紫平絹着用す)。袍裳(木蘭色衣)。表袴(白綾)。鈍色(木蘭色衣)。刺貫(貫白)。素絹(木蘭色衣)。五條(貫白紋白)。直綴(木蘭色衣)。襲(木蘭色衣)。〇山門總衆徒百二十餘坊の內。世出世役之外大僧都十人。色衣十五人。右の外衆徒の下座は黑衣にて。裝束の內鈍色は白地相用。其外之裝束は黑衣にて候。右裝束は山門。日光。東叡山。其外諸國の僧正。院家。平僧等右に準し相替候儀無御座候。尤も檀林のみの平僧にては素絹。下長袴着用。刺貫之儀は三山之外平僧にては刺貫着用御免無之候。〇甲袈裟。紫甲。右各〻法會に寄り。其座次に寄り。着用す。

【同東叡山衆徒衣體】〇僧正。院家。大僧都以下裝束類。山門同樣とす。尤執當兩人裝束左の通とす。〇袍裳(紺玉虫也)。表袴(白綾ハク萌地紋)。鈍色(紺玉虫也)。刺貫(淺黄綾ハク萌地紋)。素絹(紺玉虫也)。五條(貫白浮紋)。直綴(紺玉虫也)。襲(紺玉虫也)。〇江戶僧正院家は衣體山門に相準じ替る事なし。〇一同大寺は木蘭色着用すれど素絹の節長着用にて刺貫の儀は着用せず。

【天台宗帽子着用】右唐土にては天台大師え陳隋二帝より帽子を賜りて。本朝にては傳教大師え桓武帝より賜はり候て。其後山門にて廣學竪義之勅會被仰出。當今に至る迄右勅會の節。一宗の寺院末々の僧にても。能化分の者は一生涯に一度つつ山門え登山。竪義の經歷相勤候得者。勅許に付禁中にも帽子着用御免に候間。御城御禮の節も天台宗は帽子着用御免の御事に候。山門(十月朔日より三月二十四日迄)。日光山(九月十七日より三月六日迄)。東叡山(十月朔日より二月晦日迄)。諸國寺院準レ之帽子着用仕候。

【天台宗山門安樂院一派律僧衣體】法衣以外の記事にわたれど。便宜のために併存す。〇最初一派え入律仕。直綴衣鼠色着用仕候を【近住】と相唱へ申候。初め八齋戒計受持仕候間は不レ拘二受戒の前後一。生年の多少にて。座次相定申候。追て菩薩戒を請候得は。不レ拘二生年之多少一。受菩薩戒の前後にて座次相定申候。〇近住より【沙彌】に相進候得は。鉢を護持仕。褊衫裙緩衣の袈裟鼠色着用仕候。形ち比丘に同候故。形同の沙彌と相唱申候。沙彌は菩薩戒の前後にて座次相定申候。次梵網經の四十八輕戒を受るを輕戒の沙彌と相唱申候。是も形同の內に御座候。次進具以前暫之比丘の行事相勤候を法同の沙彌と相唱申候。但進具と申もの。梵網の五十八戒。瑜伽の四十七戒。律義の二百五十戒。右の具足戒に相進候故進具と申候。〇法同の沙彌より比丘に昇進仕候。梵網の五十八戒。瑜伽の四十七戒。律義の二百五十戒受持仕候。袈裟は割截。三衣着用仕候。鉢。褊衫裙は沙彌と同樣に御座候。十夏滿候へは【和尚】と相唱申候。進具以後五夏の內は專律學仕候。五夏滿候後蒙二御門主御一諸所の律院え輪番に罷出。三年或は五年と輪次に相勤。受代仕候。右輪番所の役は。公邊並諸國領主地頭。諸願竝に定式の御禮等。大僧者(比丘の儀に御座候)差支御座候に付。諸事御除被下。古來より直院を以相勤申候。〇山門嚴紀籠山の僧は。元來山內住職の身分にて志願相立。御門主え願上十二年之內籠山仕。梵網戒(十重四十八輕)を分受

ハフエ

持仕【律師】と相唱。衣體護持。割截衣着用仕候。座次は比丘の下沙彌之上に御座候。尤十二年之内は。山外え者一向罷出不申。十二年之後は安養院え入衆仕。別段進具と作法仕。其後者前段之比丘同樣。戒法勤方等相違無御座候。○比丘尼之儀當今は修行難相調に付。現人無御座。只沙彌尼竝近住尼計御座候。衣體竝座次等男子之沙彌近住之通に御座候。右律僧衣體之儀は總て夏冬之不同は御座候得共。綿服衣袈裟共に木綿麻計着用仕。尤總而鼠色相用申候。○比丘之事。右大僧共和尙とも相唱。世間之取扱は法中にては僧正同樣に取扱仕候。尤戒法修行之勤切悠々之者難相勤修行故。御門主御逢之節官僧之僧正よりも格別之御取扱に御座候。○律院之事。右山門安樂院は享保年中御朱印被下置。律院御取立。律宗一派總本寺に御座候。東叡山日光にも律院一ヶ寺宛有之。其外諸國律院は輪番にて相勤申候」とあり。

【眞言宗高野山衣體】衣體以外階級の記事あれど。參考のため併存す。○學侶大衆法臈階級之事(慶長十四年以來御條目御座候)。○學侶(式曰。衆徒。式定類僧と云)。○衆分(世壽凡自十歲至四十歲前後)。○入寺(世壽凡自四十歲前後昇進)。○阿闍梨(世壽凡自五十歲前後至七十歲前後)。○法橋上人(世壽凡七十歲以上)。○權律師(世壽同上)。○法眼和尙位(世壽同上)。○權少僧都(世壽同上)。○衆分中(上臈三十人勤。謂之役。慶長十四年御條目御座候)。役名曰三十人。右衆分と申は。所化分數輩之僧侶也。公家武家其外種性不賤者兒にして。登山仕。正月修正會相勤。其後剃髮轉衣仕候を常住入と申候。此外諸國におゐて剃髮染衣して。十七歲或は二十一歲にて學問之ため山に登る由。諸之寺に寓居して。學侶之衆に横入して學業を勵み論儀を勤。是を皆衆分と申候。就中上三十人を謂口の役目と申者。上檢校より下行人聖に至る迄。諸事古法に違背し。新規非例のこと有之時は。集議の評席え申出。判斷制止遣しむる役相勤申候。○入寺八十五人之中(淺臈二十人。勤横目之役二十人之中臈可爲横目。慶長十四年御條目御座候)。右横目役と申は總して一山の古法古格に相違し。或は新規非例の事を企。或は衆評におゐて贔負偏頗の取計有之時は評席え申出。萬端憲法の沙汰に令議之候役目に御座候。○阿闍梨百人之中。山籠(阿闍梨之淺臈三十人)。護摩衆(阿闍梨之上臈五十人)。已上階學衆非學衆共昇進。竪者(毎年一人)。精義者(毎年一人)。讀者(毎年二人)。聽衆(十人)。歡學會二臈(毎年一人)。同一臈(毎年一人)。右學頭一人(權少僧都)。左學頭一人(權大僧都)。寺務檢校執行法印大和尙位(一人世壽八十歲前後)。學侶大衆の中最上臈一人任之。青巖寺に住し一山の貫首と成る。尤門主碩學より進むものは住する事三年。其餘唯一年限之。檢校。執行。法印。大和尙。寺務。前官(人數多少有無依時。寺務檢校已滿退職の者を前官といふ。元祿七年御條目御座候)。(以上法臈階級次第昇進舉)。右衆徒凡千有餘之中。衆分と入寺と阿闍梨と三階に相分る。入寺八十五供之內。死闕若辭退等の闕座有之時は。衆分之上座より順次に致昇進。阿闍梨に闕座有之時は。入寺より座順に昇進仕候。阿闍梨百人入寺八十五人之中におゐて。學衆非學衆班雜仕候。其學衆と申候は昇口打集。勸學院學道四ヶ年之出勤。庭儀。灌頂。入檀。大會堂の新會。本會之御談議。竪儀。精義。讀書。聽衆。右學頭。左學頭。權律師。法橋上人位。法眼。和尙位等悉く經て。寺務檢校に進むものを學衆と申候。如上之惠業全く不勤。或は一二を勤め機根不堪者等の學衆を辭し候類を。都而非學衆と申候。非學衆の輩は戒臈第一に至るといへども。寺務檢校に不進。退ひて檢校の下に座し申候。○出世之階級之事。下通寺院(院料二十石以下爲下。通不拘世壽法臈住職)。此中院料十石以上之寺院住職之僧。若いまた學衆之寺役を勤さる者は。住職以後必學衆の寺役を勤む。○中通寺院(院料二十一石以上爲中通。不拘世壽法臈住職)。住職之僧若學衆之寺役を勤されは。住職後必勤事上に同し。○上通寺院(院料三十五石爲上。通不拘世壽法臈。勸學院講談二年勤仕已上之僧)。○上通寺院之中貳拾ヶ院名室(雖勸學院講談二年以上之者。非入寺昇進以上之者不許住職)。(但上通寺院住職雖不拘世壽。法臈。勸學院講談貳年相勤候者。年齡凡四十歲前後なり。況名室住職入寺昇進以後のものは年齡四十歲有餘に而御座候)。右上通住職之中器量あるもの二十二人撰ひ。集議碩學門主之三階御座候。○集議十三人。闕如之時上通寺院にて器量有分別のものを撰ひ。門主より令進之事に御座候。○碩學七人。闕如之時集議之內におゐて學者を撰ひ。當時之碩學門主蒙仰。入札於公儀御開札蒙台命進碩學申候。○門主二人(寶性院。無量壽院)。闕如之時碩學之中におゐて。至極の碩學を撰ひ。先門主之願書を奉捧公儀。依台命進門主寶性院無量壽院住職仕候。以上三階各慶長十四年御條目御座候。

【位之裝束衣財色等之事】○空袍(亦空衣と唱へ申候)。右衣財は綱紗紋紗等を以單に製す。染色は黑色。高野山之衆徒一同着用仕候。但初度之僧六月歌問者已滿迄白色着用仕候。○襲(大體同空袍以有僧綱爲量)。本式は下に單衣を着し。其上に着之。中古畧に從ひ。單衣を裏に縫附着用仕候。地は麻布。但染色。高野山には白色(衆分)。薄墨色(三十人)。黑色(入寺)。深黑色(阿闍梨)。座階に隨ひ着用仕候。○素絹。精好を以造之候。今時略而紋紗等を用ひ申候。染色は高野山之寺務は赤色を用ひ。

前官は紫色を着用。其外之衆徒は多分黑色。淺蔥は法會に依而白衣を着用仕候。○鈍色。精好を以製之申候。其形大體次下に出す所之袍に似たり。色に種々有之候得共。高野山は白鈍色裳は白色を用ひ申候。是亦衆徒法會に隨ひ着用仕候。○袍裳。上を袍と申(僧家あり)。下を裳と申候。衣財は表は綾有紋。裏は平絹。色は紅萌黃等にて御座候。但裳には裏無御座候。染色は寺務一人。檜皮色之袍に黑の裳。前官は紫色袍裳。其餘之衆徒は一同に袍裳共に黑色を用申候。○袙。表は白綾有紋之衣財。裏は紅打又は白色を用ひ。衆徒法會に隨ひ着用仕候。○表袴。表は白色之窠霞浮紋。裏は紅打にて。衆徒法會に隨ひ着用仕候。○縹帽子。衣財は羽二重等を以製之。染色ははなだ色と申候。晴之裝束之時は衆徒一同必着仕候。○指貫。又は奴袴とも申候。素絹着用の節は必着用之仕候。衣財は有紋品に御座候得共。高野山の衆徒は紫平絹を以て製之着用上に同。○狩袴(又は括袴と唱申候)。衣財は生絹練絹麻布用之。色は白色にて御座候。襲竝空袍着用之時。事に依り所に隨ひ衆徒一同着用仕候。○襪。白色絹を以て造之。草履を着用之時は。代りに常の踏皮を衆徒一同に着用仕候。○草鞋。木を以造る所の沓を。錦金襴にて張之。床上堂上に限て用之申候。色は衲衣青甲の袈裟に隨ひ。同し色を用ひ。衆徒法會に隨ひ着用仕候。○鼻高。木を以て造り黑漆に塗て。砂地計り着用仕。是亦法會に隨ひ着用仕候。○五條袈裟。羽二重を以製之。色は衆分は白色。入寺は黑色。阿闍梨は深黑色にて御座候。其外錦金襴にて製之。衆徒着用仕候事も御座候。○精好袈裟。精好を以て五條に製之。襲着用之時。衆徒一同に着用仕候。○紋白袈裟。紋白袈裟は必五條に製之申候。高野山兩門主は赤地菊紋白着用。自餘の衆徒は紫菊紋白を着用仕候。右各素絹着用の時は必紋白を着す。或は空袍に紋白着用之事も事に隨て御座候。○七條九條等袈裟。此に衲衣青甲の二品御座候而。赤地之錦金襴にて製之。或は亦餘色の錦金襴にて製之。赤地の錦金襴にて甲を牒にするも都て衲衣と申候。青色の錦金襴にて製之。又は餘色の錦金襴にて甲を牒するも。都て青甲の袈裟と申候。八條葉竝外之緣を都て甲と申候。右衲衣青甲に各橫被と申候。右の肩より左りの腋へ橫に被着仕候。多分衲衣青甲の袈裟と同體同色を用ひ申候。修多羅と申候は左の肩より後へ垂れ下し。前は袈裟に括留申候。衲衣なれは赤地の打絲を。花鬘に結ひ。青甲なれは青色の打絲。あるひは青白等打受。同花鬘に結ひ用申候。衲衣青甲何れも衆徒法會に隨ひ着用仕候。○平袈裟。白平絹を以七條に仕立申候。橫被も同色之品を用ひ申候。修多羅白打絲花鬘に結ひ。衆徒法會に隨ひ着用仕候。○寺務檢校着用之法衣竝色之事。素絹(赤色。香色)。緋紋白五條袈裟。袍裳(檜皮色)。同色七條袈裟。衲(白綾)。表袴。指貫。單(白色)。大口。襪子。草鞋。右寺務着用晴之法衣は。古來より延喜帝所賜之弘法大師之裝束拜領して着用仕候。○前官着用之法竝に色之事。素絹(紫色。緋紋白)。五條袈裟。指貫。袍裳(紫色)。七條袈裟(錦金襴)。袖單。表袴。襪子。草鞋。但檢校名代勤仕之時。弘法大師之裝束着用仕候。右當山學侶之儀は眞言宗五箇の本寺之隨一にして。官僧之裝束御制禁無之行人聖之儀は衣體御定有之衣一切着用不相成候。

【新義眞言宗一派衣體】兩本山を始め配下寺院に至るまでの衣體左の通に御座候。○袍服七條(灌頂曼供等嚴儀の法事には必着用す)。袍服裙裳則に製し袍には裏竝僧綱板を附け。仕立方及着用方甚六かしき物に候。袍裙共に織紋緞子を用ひ。其色は兩本山僧護持院者必す緋色を用。紫色を用ひ不申候。四箇寺大護院は萌色或は萌黃。兩本山の上座及ひ諸國配下の寺院は香色。或は淺青。又は黃色。或は黑色。夫々格式相應の色衣着用仕候。七條は官僧の着用に御座候故。錦金襴等を以一色或は雜色にて是には必ず橫被修多羅と申もの相具し申候。橫被者袈裟は同切。修多羅の組絲は一色或は雜色不定に御座候。右袍服着用の時は必下に袴を着用仕候。其地色は白の菱綾或は白生絹等裏に紅絹を付申候。○裹頭(又は云ニ縹帽子。淺青色)。十月朔日に掛初め。三月二十一日に掛終る)。襪(代に足袋を用候)。以上紫服七條の衣體に候。○素絹是を長衣と申候。精好及織紋無之。絹紗等にて製す。色兩本山僧正護持院は緋。或は紫。大護院竝四箇寺萌黃。或は萌色。兩本山集議及配下獨御禮相勤候寺院は香衣。或は淺青。或は黃色。隨て本山別側席之者は黑色に候。○紋白袈裟(官僧の五條袈裟に候。兩本山僧正護持院は緋地。其外は何れも紫地。紋は人々己が俗姓の家紋など付候故不定)。○指貫。兩本山の僧正護持院は八藤白紋。大護院竝四箇寺は紫色無紋。本山の集議別側席の者同上。其外は淺青色無紋に候。○裹頭。前書の通り。○襪。代に足袋を相用申候(以上素絹紋白衣體とす)。○直綴衣(衣の腰より上を編衫と云ひ。腰より下を裙裳と云ふ。此の上下を接して縫附候を直綴衣と申候。此は常用の衣に御座候故。兩本山僧正を始一派の僧徒都て平生着用の衣に御座候。其色合は前書素絹の節申上候通。寺格式本山席柄に依て多少の差別御座候。中に於て黑衣は數多に御座候。其地合は縮緬或は紋紗等種々に御座候。○五條袈裟(是は官僧の五條。古錦金襴等を用裁制仕候。仍其地色は定式無御座候)。○裹頭。淺青色如以上御座候。○足袋。襪の代りに相用申候(以上直綴五條衣體に御座候)。

○鈍色（ドンジキ）（或は精好或は無紋の絹等を用ひ。織紋の品は堅く制禁仕候。褊衫倶に單へにして仕立方大約素絹同樣に仕。僧綱を加へ等身にして帶をば結び申候。其の色別は前書に申上候袍服と全同に御座候間省略仕候。此下に襲衣（カサネ）を着用仕候故襲とも稱し申候。而して紋白袈裟を着用仕候。兩本山に於て極月開山忌法用の節。僧正竝上座三十人着用の法衣に御座候。且又兩本山僧正參内の時は右鈍色の下に八藤の刺貫を致着用候。○種子袈裟。三衣の種子を白き絹切に畫き。内三ヶ所に縫附連環し頸に繋き。其亘り四尺餘。幅二寸計。名附て種子袈裟と云ふ。是は出行用にして法事用には無御座候。掛る時聊觀念有之事に御座候。然に世俗是を【輪袈裟】といふ。我僧徒の中にも輪袈裟と呼ふもの多し。宗意を失する段悲歎至極に御座候。此袈裟は暫と理源大師大峯出行の節始めて製せられし事に御座候。今時他門に是等の旨趣辨へずして。恣に着用の僧徒多端に御座候段は甚可笑事共に御座候。

【禪宗濟家妙心寺一派衣體】○喝食（凡八九歳之頃より有髮にて相進。衣者紋紗黑色着用）。○沙喝（凡十二三歳より相進。衣は右同斷）。○侍者（凡十五六歳より相進。衣體は左の如し）。○道具衣（九條袈裟衣共紗織黑色。規式の時着用仕候）。○七條袈裟（絹或は布黑色）。○衣（細美或は木綿布等にて黑色）。○知客（凡十五六歳より相進。衣體は侍者と同斷）。○藏主（凡二十歳より相進。衣體は右同斷）。○首座（凡二十五六歳より相進衣體は右同斷。但掛絡相用。地紗織其外衫等にて黑色）。○前堂（多年遍參修行純熟之上其師の傳法有之。凡三十歳以上より昇進黑衣之長老と稱申候）。○傳法衣（金襴地）。○道具衣（九條袈裟衣共紗織黑色。規式の時着用仕候）。○七條袈裟（絹地黑色）。○掛絡（地紗織其外織物にて黑色）。○衣（絹紗緞子或は縮緬等黑色。但幅輪紫緋の外品々染色。右紫衣の和尚）。五十歳以上にて黑衣の長老より一級に相進妙心寺住持職の綸旨被成下。紫衣着用仕候。○傳法衣（金襴地）。○道具衣（地紗織色は深紫。九條袈裟。紗織紫緋品々織色規式之時着用仕候）。○七條袈裟（紗織等紫緋品々織色）。○掛絡（右同斷）。○衣（絹紗緞子或は縮緬等色は紫。緋其外品々。但覆輪同斷）。

【大德寺派僧侶】○喝食（有髮にて僧名に相改め。衣計を着。衣は黑色緞子。或は紋紗の類。紅の裙覆輪付相用候。尤法會の節は金巾啓襪子相用候。年齡凡十歳前後）。○新沙彌（剃髮仕候て衣計を着仕候。衣體喝食同樣相用申候。年齡凡十五歳以下）。○新戒（初て戒を授け。七條の袈裟着用仕候。衣は沙彌同樣。袈裟は紅の紐を付候て相用申候。年齡凡十五歳前後）。○侍者（從是大僧の數に入。三衣授け申候。衣は黑衣或緞子等。袈裟は羽二重。何れも黑色にて御座候。年齡凡十五歳以上。但三衣と申候は五條。七條。九條に御座候。何れも黑色）。○知客（是は住持の隨侍仕候。四來の僧衆及賓客接待仕候職分にて御座候。夫故不拘年齡。直此職任し申候。衣體侍者と同樣）。○藏主（これは經藏司候職分にて蒙堂共稱申候。衣體同前。年齡凡二十歳前後）。○首座（これは平僧の頭職にて。大衆を指揮仕候職分にて御座候。夫故後堂共稱申候。衣體同前。年齡凡三十歳前後）。以上是迄は平僧。○座元（衣は黑色。夏緞子或紗の類。冬は羽二重或縮緬の類。袖竝に裙に覆輪付候を着仕候。袈裟は黑羽二重。尤も大法會の節は金襴の袈裟着。年四十歳前後）。○和尚（前署。勅請の綸旨頂戴仕。入院の規式執行。其より紫衣着用仕候。其以後何方に住居仕候ても。其人在世中は紫衣着用仕候。地合夏は緞子或は紗の類。冬は羽二重或は縮緬の類。袈裟は何れにても相用申候。尤紫衣頂戴仕候得は。袈裟衣共何色にても着用仕候。年凡五十歳以上。但大德寺の儀は。五山の上刹南禪寺等位の綸旨被成下。深紫衣にて御座候）。○大僧已上は。法會の節袈裟の外に平紅帶。座具。數珠。金巾啓。襪子。草履相用申候。大法會の節は。道具衣と申候衣着用仕候。地合地絽の類相用申候。尤座元までは黑色。和尚は紫にて御座候（但他行の節は。衣の外に五條掛絡平紅帶計相用申候。掛絡は地合八橋或は紋紗の類相用申候。尤座元までは黑色。和尚は何色にても相用申候）。

【曹洞宗衣體】○沙彌竝偏參の僧（衣は紺黑色或は蠟引。布麻細美の類着用仕。但袖衫附候儀は不相成候。袈裟は九條。七條右同樣。布麻紺黑色にて着用仕候。五條衣平日は掛落と相唱申候。是は偏參中も絹紗縮緬綸子純子類黑紺色にて着用仕候）。○江湖頭相勤候長老（衣は黑紺色にて紗緞子絹紬縮緬の類にて。袖は色衫附を着用仕候。袈裟は九條。七條。五條共に絹紗縮緬綸子緞子の類。黑紺色にて着用仕候。但一生出世の望無之。塔司等に住職仕る平僧着用の衣は。黑紺色紗緞子にて。袖衫附け候儀は不相成候。袈裟は七條。五條絹紗緞子黑紺色にて着用仕候）。○御綸旨頂戴轉衣の和尚（衣は紫衣を除き。何にても色衣着用仕候。袈裟は二十五條。九條。七條。五條等。錦金襴金紗其外諸品の色袈裟着用仕候）。○總持寺は輪番地にて。末派の内より一年一回宛交代仕。尤現住紫衣着用仕候。○永平寺へは關三箇寺の内。於御城住職仰蒙候儀に御座候。勿論永平寺住職人の儀も。勸修寺殿御執奏を以直參内仕。奉拜天顏候て勅賜禪師號の下置候。尤紫衣着用の寺格に御座候。兩本山の外紫衣着用の儀。於一宗は不相成儀に御座候。

【五山一派階級法服】○喝食（貴族方從七八歲十二歲迄の內出家の節。可令法式。勤學者任之。下ヶ髮にて房等飾有之候。袴着の黑衣にて袖の角及飾紐等附。金襴裟附紅覆輪令着用候）。○沙彌（姓名正者撰之。從七八歲十二三歲迄の內。得度許容の上可令法用。精勤者任之。黑色にて袖の角及飾紐附。金襴裟附紅覆輪令着用候）。○侍者（隨ニ住持之左右一。觀ニ道德一。朝夕親炙。參控可レ令レ補ニ助法用一者任ニ此職一。袈裟衣共黑色令着用候）。○藏司（掌ニ經藏一修學精勤可レ爲ニ法器一者任ニ此職一。袈裟衣共黑色令着用候）。○首座（稱ニ後堂一補ニ助宗風軌則一。莊端可レ爲ニ衆之模範一者任ニ此職一。袈裟衣共黑色令着用候）。右五階者衣緞子袈裟羽二重等相用夏冬共同樣にて御座候。○單寮（稱ニ前堂一道行抽ニ叢林一寺役等可ニ相勤一者任ニ此職一。黑衣覆輪附致着用候。尤往古於ニ南禪寺一龜山法皇御附屬之法服にて御座候。且引導等の節。金襴の袈裟用之候。前堂以上冬衣は羽二重縮緬等致着用候）○西堂（五山同樣にて單寮の僧修行綿密にて擧ニ揚宗風一可レ爲ニ衆之師範一者。一山請レ之令ニ分座一說法。於各山。稱秉拂。五山の出世にて御座候。尤從ニ各山一以ニ吹噓狀一願越僧錄吟味の上。諸山十刹之公帖奉レ願。御黑印二通爲レ致ニ頂戴一。改衣規式相調。從ニ自分一唱ニ西堂一。從レ他稱ニ和尙一。黑衣にて色袈裟。紫の外何色にても致着用。且西堂以上は織紋等何にても相用候）。○東堂（南禪寺五山。鎌倉五山共同樣にて。西堂の僧道業純熟。高臘仁體各山にて吹噓願越僧錄公帖奉願。夫々爲致頂戴。改衣規式相調。從ニ自分一稱ニ長老一。從レ他稱ニ大和尙一候）。○五山住職の公帖御朱印致頂戴候仁は。黃衣致着用候。紫の外何色にても相用候。○天龍寺住職之公帖御朱印致頂戴候仁は。淺紫衣着用候。○南禪寺住職の公帖御直判致頂戴候仁は。深紫衣致着用候。

【日蓮宗衣體】○上座席（前畧。衣服も所化同樣に麻袈裟着用仕候）。〔惣本山身延久遠寺〕（勅許永紫衣地に御座候云々。衣體の儀。緋色金紋或は白紋の袈裟紫衣着用も御座候。其餘は紫衣を相除き香赤等の色衣着用申候）。○支配本寺の內にも大小輕重御座候故。交代の節於身延山法臈世壽相糺。右兩能化の內應寺格申付候。衣體の儀は緋色金紋或は白紋の袈裟は除紫餘の色衣着用仕候。」○諸末寺の事（御朱印寺。聖人寺。平僧寺等の格式御座候。右御朱印寺に住職御禮申上候寺格も有之。且又緋紋の袈裟着用仕候寺格は。本寺に準し候。〔聖人寺〕衣體の儀は。袈裟は除紫其餘色衣着用申候　〔平僧寺〕の　にも重立ち候分は。聖人寺に準し候。衣體の儀。除紫袈裟其餘色の袈裟黑衣着用仕。法用の節は色衣着用仕候得共。袈裟は同樣の儀に御座候。〔諸塔頭〕の儀は衣體は。除紫其餘色の袈裟黑衣着用仕候）。

【同宗京都妙滿寺派】○所化衣體（黑麻衣麻袈裟木布着用仕候。法用にて檀家へ罷出候節は。緞子衣絹袈裟着用仕候。所化十八人を〔中座〕と申。其餘は〔側座〕と呼來り候。衣體前同樣。〔上座〕八人。內下三人を〔部頭〕とは呼び申候。內上五人を〔五老〕と呼び申候。衣體は緞子衣絹袈裟絹紬を着用仕候。內〔老其能〕衣體は黑紋紗衣紫袈裟絹紬。又は紗綾羽二重等着用仕候）。○能化（衣體は紫衣緋衣を除き何色にても色衣紫袈裟着用仕候）。

一。上總國十箇寺の儀は。京都本山直末にて。寺格も有之候寺にて御座候。依て云云（下畧）。衣體の儀は檀林能化衣體に準し申候。

一。京都本山妙滿寺の儀は。一箇年の輪番寺にて。檀林の能化を相勤候得ば。順次に輪番住職に罷登申候。衣體の儀は。輪番中素衣緋紋白袈裟着用仕候。尤任官仕候得ば。夫々官服着用仕候。尤任官仕候者は　下關後宿寺にても其身一代官服着用仕候。

一。江戶配下勘例有之寺院。其人轉衣願有之候得ば。本山妙滿寺より色衣紫袈裟免許仕候。其外本山諸國直末の分勘例有之候寺院は。任願色衣紫袈裟本山より免許仕候。

一。檀林の階級。住職の次第書の內。本圀寺派觸頭。法恩寺。幸龍寺。宗林寺よりの願書左の如し。」○上座席（右五人御座候。檀林に付公邊の御用其外法儀は勿論。領內百姓の仕置まで取計申候。但二老以下四人。一部の講釋仕候得共。小部の儀故名目を不立。依て衣體も所化同樣に麻袈裟綿服着用仕候。○一老（右玄義部講釋仕候。紫袈裟絹衣着用仕り。妙玄院と申一院の住持にて。玄義能化と唱申候）。

【同宗本山京都本圀寺】右本圀寺儀は。日蓮法華一宗の根本。且勅願所にて。正院家僧正大僧正まで相進申候寺格にて候（中畧）。右樣の寺格に御座候故。往古より寺付の爲。常衣は紫衣着用仕候。猶又僧正に相進候へは。緋衣着用仕候云々（下畧）。

一。附庸本寺の內。觸下本寺。支配末寺等は差別御座候へは。住職の儀も中村檀林に不限。小西等の餘檀林より入寺仕候故（中畧）。聢とは難申上候へ共。何れにも其檀林文句玄義の兩能化にて住職仕候。衣體の儀緋色金紋或は白紋の袈裟着用仕候。衣は紫を相除餘の五色の色を着用仕候。○諸末寺の事。御朱印寺。聖人寺。平僧寺等の格式御座候。右御朱印寺には住職御禮申上候寺格も有之。且亦緋紋の袈裟着用仕候。〔聖人寺〕の內。檀家に寺輕重御座候得は（中畧）。臨時の取計にて其寺勳功

有之候か。或は高家の檀那懇望にて無據筋御座候。衣體の儀は紫袈裟。衣は除紫其餘の色を着用仕候。〔平僧寺〕（中畧）。衣體の儀除紫其餘の色袈裟着用仕候（但法用の節色衣着用仕候得共。袈裟は同樣の儀に御座候）。〔諸塔頭〕の儀は（中畧）。衣體紫を除其餘の袈裟黑衣着用仕候。尤も本山役院は紫袈裟色衣着用仕候。

○日蓮宗出家得度以來。習學階級の次第左に申上候。一。上座席五人有之候。中座席より初入の者を五老と申候。右五老。四老。三老。二老。執事五人の取計に御座候得共。惣締は板頭一人にて承り申候。此四人小部の能化ゆゑ。衣服も所化同樣に御座候。右板頭役相勤。一老に昇進仕（中畧）。紫袈裟絹衣着用仕云々（下畧）。一。法衣の儀は本山住職の者紫衣。紫衣の外何色によらず色衣。袈裟は緋に金紋或は緋小紋白着用仕候。一。本寺觸頭等は。紫衣の外何色によらず色衣。袈裟は緋に金紋白紋附着用仕候。一。聖人寺以上。紫袈裟色衣着用仕候。一。平僧寺の者も。法用の節は色衣。袈裟は紫の外何色にても勝手次第に着用仕候。

【同宗本山。中山法華經寺】衣體の儀は。三ヶ寺時々住僧準官位高下有無の差異有之紫衣着用仕り候儀も有之。多分は緋紋白紋の袈裟除紫香赤等の五色の衣を着用仕候。○附庸本寺の內に。觸下本寺。支配本寺等の差別御座候得は云々（中畧）。衣體の儀緋色金紋白紋の袈裟着用仕。衣は紫の外五色の衣を着用仕候。○諸末寺の事。御朱印寺　聖人寺。平僧寺等格式御座候（中畧）。緋紋の袈裟着用仕候寺抔は。本寺に準し申候。一。聖人寺（中畧）衣體は。紫袈裟衣は除紫其餘の色衣着用仕候。一。平僧寺（中畧）衣體の儀。除紫其餘の色袈裟。黑衣着用仕候。但法用の節色衣着用仕候得共袈裟は同樣に御座候。一。諸塔頭（中略）。衣體は除紫其餘の袈裟黑衣着用仕候。尤本山役院は紫袈裟香赤等の五色衣着用仕候。

【同宗勝劣派位階法衣】○本山住職。世服は白色の時服。尤地合には定無御座候。法衣は橫裳。直綴。座引等。（但し色は紫を除き其餘の色は何と申定無御座候。亦地合にも定無御座候。袈裟は緋紋白或は紫紋白金紋。又は緋金紋等相用着用仕候。一。差貫は。本寺。末寺に不限白紋無御座候。地合は貫白縮緬。綸子。羽二重の類。色は紫。淺黃の類着用仕候。用否は隨宜定無御座候。

【淨土眞宗本願寺派】○當本山一派官職衣體の次第。法服（黑純子）。七條（金襴）。素絹（白）。五條袈裟（白紋茶地）。指貫（紫平絹）。衣（白黑共。皺紋。紋紗。紋縮緬）。（但本山勤番相勤候得は。法服素絹衣共水色竝紫地五條袈裟も差免候）。○准院家。法服（黑純子）。七條（金襴）。素絹（白）。五條袈裟（紋白茶地）。指貫（紫平絹）。衣（白黑紋紗無地縮緬）。輪袈裟（金入）。（但年數相重り候得は紫地五條袈裟も差免候）。○內陣。法服（黑純子）。七條（金襴）。素絹（黑茶宇）。五條袈裟（紋白萠黃地）。指貫（花色）。衣（黑紋紗）。輪袈裟（金入）。○餘間。法服（黑純子）。七條（金襴）。裳附（黑絹）。五條袈裟（紋白藍海松茶）。指貫（淺黃平絹）。衣（紋紗）。輪袈裟（金入）。○三の間。法服（黑純子）。七條（金襴）。裳附（黑布）。五條袈裟（紋黃紺地）。衣（黑絽）。輪袈裟（金入）。○飛檐。法服（黑純子）。七條（金襴）。裳附（黑布）。五條袈裟（紋は白鹿子草花色純子）。衣（黑紗緞子）。輪袈裟（無金）。○初中後。法服（黑純子）。七條（金襴）。裳附（黑布）。五條袈裟（白綾）。衣（紗緞子）。輪袈裟（無金）。○國。絹袈裟。衣（黑布）。青袈裟（無地生絹）。右は本山へ相願候得は。緞子衣。花色純子。輪袈裟も差免。尤一代袈裟と申候て。其身一代。五條袈裟。純子淺黃地。白唐草法服。七條迄次第に相願候得は差免候。○平僧。衣（黑布）。墨袈裟（緞子）。右本山へ相願候得は。黑緞子衣も差免候。○色衣の儀は。當本山脇門跡。竝連枝方着用。其外本山役者。諸國輪番。竝御門主使僧相勤候節。紫紅を除き色衣着用仕候事。

【同宗大谷派】○院家衣體。直綴（黑平絹。絽。紗。撰絲）。寺格に寄り縮緬紋紗も免候。但若輩の者淺黃平絹）。道服（白平絹。絽。紗。撰絲）。素絹（白精好撰絲或は平絹）。刺貫（紫綾或は大紋）。輪袈裟（緞子異紋或は金入竝赤地金入差免候儀も御座候）。兜字袈裟（緞子茶紐或は金入竝紫紐等差免候儀も有之候）。五條袈裟（紫紋白其外何色にても紅緋は除之。或は金入御免の儀も有之候）。純子（白精好撰絲）。袍裳（萠黃緞子同色紋）。七條袈裟（金襴錦の類）。○內陣。直綴（黑平絹又は絽。紗）。鈍色（白精好撰絲）。輪袈裟（緞子異紋）。袍裳（濃翠緞子）。五條袈裟（紫白紋其外何色にても紅緋は除く）。七條袈裟（金襴錦の類）。裳附（黑平絹）。刺貫（紫平絹）。○餘間。衣體の儀は內陣同樣に御座候（但袍裳花色緞子）。○飛檐。直綴（黑絽又は緞子）。純子（白平絹）。墨袈裟（淺黃威儀）。輪袈裟（茶緞子同色紋）。袍裳（黑緞子）。五條袈裟（淺黃平絹。緞子同色紋或は純子異紋或は茶地紋白（但律師蒙勅許候者は固織紋白五條着用）。七條袈裟（金襴錦の類）。裳附（黑布又は平絹）。刺貫（淺黃平絹）。○平僧。直綴（黑絽又は緞子）。純子（白平絹）。墨袈裟（黑威儀）。五條袈裟（白平絹）。七條袈裟（金襴錦の類）。○淺草輪番檜皮茶の色衣着用仕候。右は安永九子年より被免。其砌土岐美濃守樣御勤役中御屆仕候。以來代々の輪番着用仕候。

【同宗高田派】一。當派階級の儀は。連枝格。院家。老分。中老。大衆分。衣座。國袈裟。平僧。右八段に相分申候。○連枝格。袍服（地綾色朽葉）。七條（浮織錦一色

赤地は禁一色)。五條(紫紋白)。鈍色(地精好色白)。素絹(地精好色朽葉)。輪袈裟(錦)。直綴(地惣紋紗色朽葉)。刺貫(紫小柳)。(法﨟(十六歳より)。七條(浮織紫紋白)刺貫(紫地八藤大紋)。○法﨟(二十歳より)。袍服(地綾色鳶)。素絹(地精好色鳶)。直綴(地惣紋紗色鳶)。○院家。五條(紫紋白)。素絹(地精好の色白)。輪袈裟(錦)。直綴(地惣紋紗縮緬色白淺黃。黑)。○法﨟(十六歳より)。袍服(地綾色淺黃)。五條(錦一色赤地は禁一色)。七條(錦一色赤地は禁一色)。○法﨟(二十歳より)。直綴(地惣紋紗香色)。○老分(十一歳得度より)。五條(玉虫紋白)。素絹(地精好色白)。輪袈裟(錦)。直綴(地紗。紗綾。絽。色黑)。刺貫(地平絹色鳶)。(法﨟(十六歳より)。袍服(地緞子色黑)。五條(地緞子色青)。七條(地緞子色青)。鈍色(地精好色白)。直綴(地保巨絽。飛紋紗。紗綾。色濃縹色)。○法﨟(二十五歳より)。五條(錦一色赤地は禁一色)。七條(前同樣)。直綴(地惣紋沙色朽葉)。○中老(十一歳得度より)。五條(萠黃紋白)。素絹(地茶宇生絹色黑)。輪袈裟(錦)。直綴(地紗。絽。色黑)。刺貫(地平絹色淺黃)。○法﨟(十八歳より)。袍服。五條(地緞子色青)。七條(地緞子色青)。鈍色。直綴(地紗。紗綾。羽二重。保巨絽。色薄墨)。○法﨟(二十八歳より)。五條(錦金襴衲衣)。七條(前同樣)。直綴(地飛紋紗。保巨紋絽。色濃縹色)。○大衆分(十一歳得度より)。五條(地緞子色青)。素絹(地生絹色薄墨)。輪袈裟(金襴)。直綴(地紗絽色黑)。○法﨟(二十歳より)。袍服(地綸子色黑)。五條(地緞子色青)。七條(地緞子色青)。鈍色(地生絹色白)。○衣座(十一歳得度より)。五條(地絹色白)。直綴(地紗綟子絹色黑)。輪袈裟(金襴)。○法﨟(三十歳より)。鈍色(地生絹色白)。五條(地緞子但四天は金襴切交)。七條(前同樣)。○平僧の內。國袈裟(其徒の在所にて着用。於本山着用は不相成候。尤得度後勝手に相願着用仕候)。鈍色(地絹色白)。七條(地緞子但四天は金襴切交)。五條(地緞子色青)。直綴(地絹綟子色黑)。○平僧(十一歳得度より)。五條(地絹色黑但青威儀)。直綴(地絹綟子色黑)。輪袈裟(地緞子)。右の外に守持袈裟。裹頭。寺格重立候者へは。御門主より別段に致授與候。猶又其身依勳功。寺格上席の衣體等致免許候儀も御座候。右は其身一代に相限候事にて。寺格には拘り不申候。

【同宗佛光寺一派】一。當派階服の儀は「院家。內陣。左脇內陣。右脇內陣。三の間。赤地。常色。緞子。薄板。平僧。」右十官階級法衣相分申候。○院家。七條(白地の外諸色金襴紗金)。五條(紫貫紋白以下着用)。袍裳(萠黃緞子)。鈍色(白精好)。素絹(萠黃紋紗精好)。直綴(右同斷)。黑衣(紋紗以下着用)。刺貫(紫小柳)。(但御門主より拜領に依て院家當住は淺黃大紋着用仕候)。○內陣。七條(院家同斷)。五條(紫紋白以下紗金禁之)。袍裳(淺黃緞子紋紗)。鈍色(白平絹)。素絹(薄黑染平絹)。直綴(淺黃平絹)。黑衣(飛紋紗以下着用)。刺貫(淺黃平絹)。○左脇內陣。七條(院家同斷)。五條(紫紋白)。袍裳(淺黃緞子紋紗)。素絹(薄黑染平絹)。直綴(淺黃平絹)。黑衣(飛紋紗以下着用)。○右脇內陣。七條(白地紫地の外諸色金襴紗金)。五條(萠黃玉虫紋白以下着用)。袍裳(左脇內陣同斷)。素絹(左脇內陣同斷)。直綴(左脇內陣同斷)。黑衣(縮緬以下着用)。刺貫(左脇內陣同斷)。○三之間。七條(左脇內陣同斷)。五條(赤地金襴以下着用)。袍裳(黑緞子同紋)。五條(赤地金襴以下着用)。黑衣(右脇內陣同斷)。裳附(黑染平絹)。○赤地。七條(三の間同斷)。五條(赤地金襴以下着用)。袍裳(三之間同斷)。黑衣(三の間同斷)。○常色。七條(赤地金襴)。五條(紺地金襴以下着用)。袍裳(黑染平絹)。黑衣(平絹以下着用)。○緞子。五條(緞子以下着用)。黑衣(綟子類)。(薄板。五條(淺黃練)。黑衣(綟子類)。右常色。緞子。薄板。此三段の儀は。袈裟官にて席の儀は同席に候へ共。常色緞子薄板と次第の席に御座候。○平僧。黑袈裟(紗綟子類)。黑衣(右同斷)。輪袈裟。官職に準し色合地合の儀は五條袈裟の通。直綴着用の節に限り一統相用申候。一。登城の節は。素絹五條。裳附五條。直綴五條。色合の儀前書の通官職に準し着用仕候。一。觸頭西德寺儀は。官職にて緋紫を除き。其餘は着用可仕旨。御門主より被差免候。依て右の通着用仕候。

【時宗門】(淺草日輪寺)。(直綴衣。是は諸時一同の通衣にて。則沙門の通服に候。仕立方諸宗同樣。染色は不同候。宗門の儀は薄墨衣所謂一般申候鼠色に候。地合は麻絹綟子紗等の差別有之。法﨟階級の次第にて着用仕候。○襲法衣。これは時宗門の內遊行一派相限り着用仕候法服にて餘派に無之候。仕立方裳なし衣にて。別に袖長く惣裏付に相仕立候。染色の儀は薄墨の一色に相限り。餘色無之候。地合は表裏共に麻に相限り。絹綟子。紗等の絲類決て不仕候。尤も規式法要修行の節着用仕候。○香衣。又は色衣とも申候。染色は紫。緋の二色を除き其外何色にても着用仕候。此香衣の儀。綸旨頂戴仕上人號蒙勅許候上にて着用仕候。外に直參內と申儀有之。普通は不用。本山遊行上人參內の節。供參內相願候僧は。上人と同敷昇殿仕拜龍顏候。○紫衣。是は時宗門異派の內。常陸國善光寺代々の住持。右紫衣着用仕候。外に紫衣着用仕候寺院無御座候。○袈裟の事。五條。七條。九條。二十五條。右色合麻にて青黑木蘭の三色に候へども。參內綸旨頂戴仕候以後は。總金

ハフエ

襴又は飛金切等の差別有之着用仕候。但本山遊行上人儀は。參內の節薄墨衣。麻の九條又は二十五條の袈裟相着候。尤生涯內衣迄も薄墨色に仕立着服仕候。

【修驗宗門】(惣觸頭鳳閣寺)。○檜地結袈裟(坊號の者着用白絲房六ッ貼の輪寶貼の候も相用候事)。○錦地結袈裟(院號以上着用輪寶六ッ貼の或は白房六ッ貼の兩樣共相用申候)。○掛衣(柿色。黃色。水色。赤色)。○摺袴(右同色或は淺黃。黃色。萠黃を用。右院號より阿闍梨までの者着用し。但鈴縣と申別に製調無之裝束の惣名也)。○掛衣。萠黃。木賊色。○摺袴。右同色。右大越家職の者着用候也。○種子袈裟。出世未出世共通用候。一名輪袈裟と申候。○磨紫金袈裟。九條大衣の制畧修多羅を以結之。輪寶五ッ貼之。大峯正大先達は五色の絲を交。花房と名附貼之候をも相用申候。絲房輪寶共着用候也。○九條披袈裟。九條半披の形也。錦地にて制之。勿論輪寶五ッ貼之。出世官昇進の上。從御門主御許容有之候。○掛衣(紫色)。○摺袴(右同色)。大峯正大先達四蘤より以下着用之。出世法印昇進の國先達は薄紫着之。峯中修行或は大法會又は晴の規式用之。○掛衣(香色)○摺衣(右同色)。右大峯正大先達大宿。二宿。三宿迄着用之(但院家も隨意に着用之)。○白綾地結袈裟。○脇曳(紫色)。○黑衣直綴。直綴(香色。淺黃色。萠黃色)。○縹帽子(平絹或は羽二重)。○掛衣(黑色。鼠色)。○摺袴(右同色。或は柿色。薄淺黃色。又は亂紋。亂紋は。紫緋五色の外染)。

【本山修驗法﨟階級法服】○院家修驗。一。篠掛摺袴貝之緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴薄柿色無紋裏附未先達の內は小紋。貝の緒杉葉色。頭襟黑色。頭襟之色竝形共院家より末々に至るまで同色。結袈裟白地金襴に朽葉色總六所へ付之依寺格僧正以後黃總紫總を相用申候)。○座主修驗。一。篠掛摺袴貝の緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴柿色有紋未先達の內亂紋。貝の緒赤色。頭襟同斷。結袈裟白地金襴。淺黃總依願蘇枋色總)。○先達修驗。一。篠掛摺袴貝之緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴柿色有紋未先達の內亂紋)。貝之緒赤色。頭襟右同斷。結袈裟白地金襴淺黃總峯中出世藤色總宿老は黃唐茶色總直參は素海松茶色總參仕は飛和色總)。○公卿修驗。一。篠掛摺袴貝之緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴色貝無定亂紋。貝之緒赤色頭襟右同斷。結袈裟白地金襴紺色總)。○年行事修驗。一。篠掛摺袴貝之緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴色目無定亂紋。貝之緒赤色。頭襟右同斷。結袈裟白地金襴白總依願淺黃總)。○御直末院修驗衣體年行事爲同樣故畧之候。○准年行事修驗衣體年行事爲同樣故略之候。○同行修驗。一。篠掛摺袴貝之緒頭襟結袈裟帶劔(但篠掛摺袴色目無定總形小紋。貝之緒赤色。頭襟右同斷。結袈裟綾地白總桃地白總金襴地白總尤桃地金襴地は依願着用御朱印地御除地一寺一社の別當白地金襴白總着用。右は本山修驗入峯の式を以相勤候法用衣體にて御座候且又寺門天台宗兼學の方にて相勤候法用衣體左の通。○院家。法服。純子。素絹。直綴(但大僧都迄白色僧正以上緋色。紫色)。袈裟。九條。七條。五條(但七條は金襴五條は少僧都迄白地紋。大僧都紫紋白僧正以下緋紋白。○座主。法服。純子。素絹。直綴(但法服黑色。純子白色。依願木蘭色至僧正緋色)。袈裟院家同樣。○先達。法服。鈍色。素絹。直綴(但白色依願木蘭色格別の勤行有之人體は萠黃色免許至僧正は緋色)。袈裟院家同樣。○公卿。法服鈍色。素絹。直綴(但法服黑衣鈍色白色素絹直綴黑色依願木蘭色)。袈裟。九條。七條。五條(但五條は白也後紋白)。

【普化禪宗】○一月寺鈴法寺住職の儀は。紫衣緋衣相除其外色衣衫付着用仕候。袈裟は金襴五條より二十五條まで着用仕候。○一月寺末頭凊山寺。西向寺。○鈴法寺末頭安樂寺。神宮寺。右四ヶ寺の儀は。衫付の衣色袈裟着用仕候。尤四ヶ寺の外。一月寺鈴法寺直末の儀は。袈裟衣共紺黑着用仕候得共。品に寄衫付或は色衣差免候儀に御座候。又末々の儀は紺黑に限り候儀に御座候。○一月寺鈴法寺院代の儀は衫付黑衣色袈裟着用仕候退役仕候ても。右法衣着用仕候仕來りに御座候。○惣て當宗門の門弟共托鉢修行の節は。袈裟は紺黑衣類は絹紬木綿帶も右に準し。尺八袋は縫模樣等無之。目立不申品着用仕候。

【鞍馬寺大藏院末願人衣體】(淨林坊。龍城坊)。○觸下弟子共入門仕候始。平弟子と相唱衣體の儀。布輪袈裟着用爲仕候。一。右平弟子共年來神妙に其師匠より拙僧共に願出候得ば。平年寄役申付。本寺に相願。則本寺より願人許狀相渡し申候。衣體布直綴黑衣無金輪袈裟着用。綿布に御座候。一。右平年寄役の內より。古役の者五人組役申付候。衣體緞子。直綴。黑衣無金毛流輪袈裟着用綿布。○組見習役。衣體紗緞子。直綴黑衣金入厚板輪袈裟着用絹太織類。○組頭格。衣體紗緞子直綴黑衣錦地輪袈裟着用絹郡內紬類。○組頭役。衣體右同斷(但組頭より。白衣着用仕候)。○觸頭役。衣體右同斷。○目附役。衣體右同斷。右代役目附等の內より本寺大藏院以目鑑總觸頭申付候。衣體の儀は右同樣。尤も白無垢着用仕候。

【同鞍馬圓光院判下】(總觸頭寶泉坊)。○觸下入門平弟子の儀。僧侶共元方相糾し。(中略)弟子に仕り。鼠木綿輪袈裟朱印差加相渡し申候。○右年數相立貞心相勤候者は(中略)。衣體。黑衣布直綴。金無輪袈裟着用綿布。○組役見習。衣體同斷。

ハフエ

○本役五人組。衣體黑衣緞子直綴。金入毛流輪袈裟。着用綿布。○目附役組頭見習衣體黑衣紗緞子直綴金入厚板輪袈裟。着用絹太織。○組頭役。衣體黑衣紗緞子絹直綴金入錦地輪袈裟。着用紬郡內紬。○總觸頭衣體同斷着用白無垢紬郡內。○他は衣體同斷。

【直綴】は和漢三才圖會云。褊衫僧之短衣。其裳曰二裙子一。二物連綴曰二直綴一。今凡俗剃レ髮者。皆着二褊衫一不レ能レ着二裙子一。誤爲二褊裰一。俗又謂二之十德一」按するに。和訓栞も此說におなじ。貞丈雜記に。直綴と云は入道の着する物にて。是常の僧衣也」

僧綱ト云エリ立衣ノ如シ

裘代之圖

地浅黄
紋唐草

襞

裘代之帶

といへり。【道服】は僧衣より出て。其製直綴と同じ。尋常浮屠の黑衣に似て。背に月形を加へざるものなり。和訓栞に。だうぶく。衣纓家の褻服にいへり。道服と書り。野服の制に似たる事鶴林玉露に見えたり。水戸義公の新製せらるゝ所の道服は。深衣を檃括せる者也。」貞丈雜記に。道服は腰より下にひだあり。公家大納言以上の人。內々にて着せらるゝ物也。えぼしをかぶり下は白袴なり。」瓦礫雜考に。太平記矢矧合戰の條に。尊氏卿建長寺にて道服を着て。法體を眞似たること見えたり。こゝにては此服僧家より出て俗衣にも用ひし故。其製もおのづから少つゝ變りもてゆき。遂に俗に用る道服は。僧家のと起源も各〻別なりといふ說さへ出來めり。さて此服をうちかけともいへることあり。高館の雙紙に。鈴木三郎がわらぢぬぎすて。上に着たる打かけぬいてとあり。また鹿苑院准后嚴島詣の記に。このたびはひきかへてめづらしき御すがたどもにて。花田色にめゆひとかやいふ紋をそめて。袖口ほそく。すそひろき。うちかけといふものおなじすがたに着給ふ。赤き帶と青色のはゞき。赤色のみじかき袴なりといへり。是即道服なる證は塩嚢抄に。道服は乘馬するに上に打着て。帶もせぬもの也。灰ほこりのたちて。衣裳を垢すを防ぐ心なりといへり。上に打着る故に打かけとも云しなるべし。塵埃を防ぐによきものなれば。俗には專旅裝に用ひたりと見ゆ。春湊浪話に。この打かけを後に道服といひ。今羽織といふものにはなりたりとあるはよろしけれども。打かけ本より道服と名つけしといへるは非なり」とあり。【裘代】海人藻芥(惠命院撰)。僧俗裝束相當之事。法服は俗の束帶也。裘代は俗の直衣也。鈍色は俗の狩衣也。衣は俗の直垂也。俗人直衣狩衣時。下令着用指貫。僧中裘袋鈍色下最令着用指貫之處。慈鎭和尙中公家被止之云々。當時坊官以下三綱世間法師鈍色等之下用指貫也。法服裘代鈍色の時者持。檜扇衣の時者不レ持也。一向中古以來山門南都園城三綱用檜扇頗比興之事也。」詹々言(松岡玄達)。或人云。裘代を宮體又宮帶と書く借字也。裘代の事三光院の記にも見ゆ。古へは裘と云ものあり。源氏末摘花にも裘を着たるとあり。中比其製失せり。因て裘代の名あるに似たり。袍地に作る袷にするなり。色は紫や白や黑やあり。是を疎絹と云。今僧家の素絹と云ものと別なり。」春湊浪話(土肥經平)。きうだいといふ衣服。裝束拾要には。大納言より參議まで法體の人は着用あるものとあれども。應永十五年北山行幸の時。あるじの鹿苑院准后着玉ひ。伏見の入道親王栂尾の法親王もきうだいを衣玉ひし事。行幸記にみえたり。又建久二年後白河法皇の法住寺殿へ御移徙の時の記にも。鈍色の裘代を御塗籠に置れしともあれば。法皇。法親王抔も召さるゝものにぞ。是を宮體と書たれ共。裘代と東鑑に書しや然る可らん(以上一話一言)。【今日の制服】は各宗舊時の制度に從ひて署〻替ることなし。只〻長袴又は二十五條の袈裟の如き盛服は殆ど絕無とす。往時紫衣等は勅許を經たるものなるが。維新後一時教部省よりの宣旨となり。今日にては本山よりの許狀を得ることとなれり。【法服改良】フロックコートの上へ袈裟だけを用ゐる等の新例も見え。又法服改良を主張し。各宗の法服を統一せしめんとする說も行はるゝに及べり。

ハフエ

ハフエ

ハフキ 伯耆。（ハハキを見よ）

ハフコ 這兒。誤て這兒とも書く。小兒の形したる人形なり。和訓栞云。あまがつ。春雨鈔に。天兒をよめり。源氏。榮花抄の物語に見えたり。實は日勝の義。鈿女命より出たる故事也。これ天兒。はゝこを一物とす。造りやう少しづゝかはりて。又はゝこといふ名も出來けめ。おなじく偶人なれど。殊に小きを比々奈といふ。今三月に雛祭といふ事するは。上巳祓除の義をとれり。文德實錄に。嵯峨天皇皇太后崩云々。先レ是民間訛言。今茲三日不レ可レ造レ糕。以レ無二母子一也。識者聞而惡レ之。至二于三月一。宮車晏駕。是月亦有二大后山陵之事一。無二其母子一。遂如二訛言一。三代實錄曰。田野有レ草。俗名二母子草一。二月始生。莖葉白脆。三月三日婦女採レ之。蒸擣爲レ糕。傳爲二歲事一。これは漢名鼠麴といふ草なり。今は專ら蓬を用ふれども。この日草餅作るを。いと古たりとあり。母子のを。此日によしあり。伽婢子といふは彼をいやしめたる名なり。其もとの母子の義にかなはず。伽狗などより移りて。後人の呼訛れるにこそ（天兒は尊く。はふこはいやしとするも。後人の説なり）。寛永發句帳。「野にあそぶ人のお伽かほふこ草。家次」。また了意が作に。伽婢子。狗張子といふ冊子あり（此作者了意は。洛陽本性寺の僧なり。東海道名所記などの作者の筆と異なり。淺井了意松雲とも云へるは。本性寺の了意如儡子。又飄水子とも云しものとは。同名異人なるべし）。諸艷大鑑。よめ入の處に。奉公雛と書り（醒齋云。おぼこといへるは。ほうこの略なり。されど。もとははゝこなり）。

ハフサウシウ 法相宗は。唯識宗。應理圓實宗。中宗。又は普爲乘教宗等と稱し。其教旨の要は六經十一論に據りて三界唯心の理を説き。二轉の妙化を期する者にして。唐の貞觀年中玄奘三藏度天して尸羅跋陀羅より此宗を傳ふ。蓋し尸羅跋陀羅は遠く慈氏。無着。世親に承け。近く護法は難陀に踵ぎ。而して三藏に傳來せしより三藏の高足に慈恩大師あり。三藏を輔けて此宗を大成す。即ち唯識述紀。唯識樞要。義決等の疏章を著はす。此等は皆本宗の寶典にして詳かに三時の教判を説く。而して本相を法相と名くるは。是れ解深蜜經に據りて開立せしものにて。一切萬法の體性相狀を判ずるの宗なるが故なり。其日本に傳るもの南寺の傳。智通智達の傳。智鳳智鸞智雄三師の傳。北寺の傳の四傳あれど。開祖は道昭和尙にして南寺の傳即ち是れなり。和尙俗姓は船氏河內國丹北郡の人元興寺に住して。戒行の譽れあり。孝德天皇の白雉（或は大化と云ふ）四年。勅を奉じて遣唐使小山吉士長丹に從ひて入唐し。志を同うするの僧侶十三人と共に長安に到りて玄奘に謁す。玄奘語りて曰く。經論は文博く勞多くして功少し。我に禪宗あり其旨微妙にして直に佛教の心印を觀ることを得ん。汝此法を受けて東域に傳ふべしと。和尙欣然修習して早く開悟し得たり。業成りて辭するに方り玄奘即ち佛舍利。飜譯の經論及び法相宗の章疏を以て之れに付し。亦鐵鐺を與へて曰く。是れ我天竺より携來る處なり。物を煑て疾を治するに必ず驗あるべしと。和尙捧承して出づ。途登州を過ぐれば人の時疫を病むもの多し。和尙即ち此鐺を以て粥を煮水を煎じて與ふるに一人の癒えざる者なし。纜を解きて海に浮ぶ。風波俄に惡しく船進まざる事七日夜。一舡皆曰く海神の爲す所と。卜するに海神物を要すと。船人謀りて曰く恐くは鐵鐺ならん。和尙曰く。三藏の靈器遠く佛國よりす失ふべからずと。諸人曰く寧ろ一鐵鐺を以て衆命に代ふべけんやと。和尙已むことを得ず之を海中に投ず。時に應じて風止み浪靜かに歸帆飛ぶが如く。本邦に還る。和尙元興寺の東南隅に別に禪苑を營む。時に天下行業の徒爭ふて之を師とし禪を學ぶ。和尙座禪の間或は三日に一度起ち或は七日に一度喰ふ。或は暮夜に兩牙光りを放ち經を讀む。和尙又諸州に遊びて行化を事とし。兼れて利濟を勸めて路傍に井を穿ち。諸渡に船を設く。宇治の大橋は即ち和尙の創設せし所なり。文武帝の元年大僧都に叙せられ。四年を以て寂す。年七十二。從弟遺旨を守りて栗原に火葬す。是れ本邦火葬の嚆矢なりとぞ。今其衣鉢を傳ふるものを大和國奈良の法隆寺及び興福寺とす。

ハフジ 法事。（ハフエを見よ）

ハフシムワウ 法親王とは。親王にして剃髮法體の宣下せられたるものにして。其初無品に叙し次第に昇進するも。宮中席順は俗の親王の次につくものとす。（クヮウゾク。シムワウを見よ）。

ハブタヘ 羽二重。村岡良弼の記に。絹帛の名に羽二重と云るは。埴生帛（ヘブタヘ）の假字なるべし。古へ布帛を總て多敝といふ。荒妙。和妙。照多倍。明多倍などいへるにて灼焉し（古事記傳に。今古衣をフルテといふも。フルタへの約れるなりと見ゆ）。望陀布。東木綿。唐綾。高麗錦なとの例にて。其物を織出す地名を冒して。埴生帛とは呼しものなるべし。さて埴生郡は。上總。下總の二國にあれど（埴生郷と云は。駿河。伊豫。筑前なと。諸國に多かれと。是等にはあらし）。下總の埴生郡に羽取郷（印本の和名抄に酢取とあるは誤なり）といふがありて。今は羽鳥と書き。南北二村に分れたり。羽取。羽鳥みな機織の假字にて。服織部を置れしゆゑの名と知られ（古語拾遺に。好麻所レ生。謂二之總國一。穀木所レ生。故謂二之結城郡一とありて。今

も結城紬とて織物に名高かれば。此國には早く絓織の業の開けんことも思合せられ)。當時絓織の盛なりし事も推量れて。此郡の名を負したるものなるへくおほゆ。和訓栞に。羽振妙の義なるへし。衣服を白羽といふとあるは。いまだしき心持す(奥羽。宍羽の二を重れて羽二重と名つくる由いへるは。甚しき妄説にて論ふにも足らず)と(如蘭社話)。又工藝志料に云。寛文五年徳川家綱令して絹。絁の長さを定め。二丈六尺を以て一端と爲さしむ。此の際京師。堺及び美濃。加賀。丹後の織工盛に好絹を織出す。就中京師及び堺に製する所の者殊に佳なるを以て。人稱して羽二重といひ。美濃。加賀。丹後に於て製する所の者は。稱して撰絲といふ。而して羽二重と撰絲と其製別なるに非ず。又筑前。上野。下野。越前。越中。但馬に於て絹を製して。他邦に輸出することも。亦此の際に始まる。既にして京師の織工紋羽二重。及綾羽二重を織出す。甚美なり」と見ゆ。

ハフリ　祝。(子ギを見よ)

ハフリツ　法律。國として法律無ければ。治を爲すこと能はす。而して古今其義を異にす。古は王者の民に於ける。止むを得さることありて。絞。斬。流。逐。笞。贖の刑あり(ケイバツの條參看)。所謂義刑義殺にして。辟以て辟を止め。刑は刑なきに期するの義なり。本邦法律の設け。已に神代に胚胎せり。神代の史を見るに。素盞嗚尊の罪を大祖に獲るや。其爪髮を拔き。以て其罪を贖はしめ。之を根國に逐ひしよしを載せたり。神武東征。中原を平定したまふに及ひて。天種子命をして人民の犯す所の罪を祓除せしめり。故に天罪。國罪等の事。禊詞に見えたり。天罪とは稼穡を害し。齋殿を汚すの類を謂ふ。國罪とは人を傷し。姦淫。蠱毒の類を謂ふ。是時風俗淳朴。政體簡易。豈法律科條を置くの要あらんや。崇神天皇六十年。出雲振根。命を拒み。弟を殺すを以て誅せらる。是れ上古史中。始めて見はるゝ所の刑殺なり。然れとも豫て法律を置て。其事ありたるにあらす。事に臨て制製せられたるなり。爾後刑殺贖罪等の事漸く多く。雄略。武烈二天皇の如きは。嚴急を以て下を御したるを以て。人民震怖せさるはなし。然れとも斷獄其情を得るを以て。國家の亂を生するに至らさりき。推古天皇の朝。上宮太子政を攝す。太子聰明にして。善く訟獄を聽斷す。時に法令未た彰かならす。十二年四月。太子【憲法十七條】を作れり。是れ本邦法文制定の始めなり。天智中興に及んて。藤原鎌足に命して。律令を撰修せしむ。これ隋唐の制に依りて定むる所多く。軌度制作。大に前代に超ゆ。文武天皇四年。刑部親王。藤原不比等をして重て律令を撰定せしめ。大寶二年に至りて。天下に施行せり。是を【大寶の律令】と云ふ。元正天皇の朝。又律令を刊修せり。是を養老の律令といふ。桓武天皇の朝。又律令二十四條を刪定し。大寶制定律の文章條數の增減をなし。十卷十二篇なり。其目は。名例。衞禁。職制。戶婚。廐庫。擅興。賊盜。鬪訟。詐僞。雜律。捕亡。斷獄等なり。刑法も大寶律を刊修するに至て大に備れり。其刑は笞罪。杖罪。徒罪。流罪。死罪の五大別あり。又謀反。謀大逆。謀叛。惡逆。不道。大不敬。不孝。不議を八虐といひ。常赦にも原さす。應議にも減せす。是れ君臣父子の分を嚴にする所以なり。又議親。議故。議賢。議能。議功。議貴と云あり。之を六議となす。是れ親故を親み。賢能を愛し。功臣を重んするに出るなり。爾後歷朝遵行。頗る損益あり。光仁天皇の朝。死罪の中。新に格殺の刑を增せり。華山天皇の寛和中に至りて。又梟首の刑を增置せられたり。然れとも此時代より朝政漸く弛み。反亂の徒を制する能はす。遂に保元。平治の變を馴致し。尋て鎌倉の霸政となれり。爾後朝廷は天下の事に關せさる者の如く。大政を擧て。武人の專斷に委せしにより。霸府は時宜を斟酌し。古律に出入して。其刑法を立てられたり。而して其大別は四種なり。禁獄。追放。流罪。死罪。又別に閏刑を置く。剃半鬢。燒印。闕所。文臣には別に五罪を置けり。召籠。召怠狀。勅勘。解官。除籍。武臣にも又五罪を置けり。召禁。過怠。改易所職。永不召仕。召放所領。右武門刑法の大目のみを擧るに過きす。其後足利。織田。豐臣の三氏相繼て。天下の權を執り。重もに鎌倉府の法に仍れりと雖も。或は霸府の勢威未た全く張らす。强臣命に抗し。海內寧日なきあり。或は未た天下を統一するに及はす。中道にして反臣に斃れ。或は宇內の小康を致すと雖も。統一の日淺くして。大權の他に移れる者にして。皆時勢人情を考究酌量して。適當の法を撰定するに及はさりき。德川氏の豐臣氏に代りて。政權を執るに及て。新に刑法を定て。敲(輕敲。重敲)。追放(所拂。江戶拂。江戶十里四方拂。輕追放。中追放。重追放)。遠島(伊豆七島。薩摩五島。肥前天草。隱岐。壹岐等。便宜放流す)。死罪(斬。火。獄門。磔。鋸挽)。其屬罪は晒。入墨。闕所。非人手下となし。又公家法度。武家法度。諸士法度等の目あり。慶應三年。德川慶喜。大政を返上するに及んて。王政維新時に兵馬倥偬の際なりしを以て。いまた法律を撰定するにおよばざりしが。明治三年十二月。【新律綱領】を撰定して。之を頒布せられたり。是唐明の法を增減せし者にして。其大目は名例。戶婚。賊盜。人命。鬪毆。罵詈。訴訟。受贓。詐僞。犯姦。雜犯。捕亡。斷獄の諸律にして。通計一百九十二條なり。六年五月。【改定律例】を頒行せり。其大目は新律綱領と同一にして。三百十八條なり。是れ各國の定律を折衷せし者といふ。

【法典】とは法律を網羅し大成したるものを云ふ。十三年七月。刑法。治罪法を頒布し。十五年一月より實施せられたり。刑法は大別四編。治罪法は大別六編なり。又刑法。治罪法と同時に。海陸兩軍の爲に。各〻特殊の刑法。治罪法を制定せらる。而して二十三年十月。刑事訴訟法を發布し。同年十一月一日より實施して普通治罪法を廢止せり。明治二十三年三月より民事訴訟法を定められ。二十四年一月一日より施行す。

【民法】は明治二十三年法律第二十八號を以て發布せられしが。二十九年四月。總則。物權。債權の三編を發布せられて前法中財產。財產取得。債權。擔保。證據の五編を廢止し。尋で三十一年六月。親族編。相續編を發布して。二十三年法律第九十八號中の財產取得編。人事編を廢止せり。而して此の改定民法は三十一年七月十六日より施行することゝなれり。二十四年一月。商法を頒布せられしが。國會の建議により。其施行を延期せられ。三十二年三月。總則。會社。商行爲。手形。海關の五編を發布せられ。前法は第三編破產の編を除く外之を廢止し。同年六月十六日より施行せり。明治十九年二月二十四日勅令第一號を以て公文式を定む。云く第一【法律命令】第一條。法律勅令は上諭を以て之を公布す。法律の元老院の議を經るを要するものは舊に依る。第二條。法律勅令は內閣に於て起草し。又は各省大臣案を具へて內閣に提出し。總て內閣總理大臣より上奏裁可を請ふ。第三條。法律及一般の行政に係る勅令は。親署の後御璽を鈐し。內閣總理大臣年月日を記入し。主任大臣と倶に之に副署す。其各省專任の事務に屬するものは主任大臣年月日を記入し之に副署す（二十二年勅令第百三十九號を以て改正）。第四條。內閣總理大臣及各省大臣は。法律勅令の範圍內に於て。其職權若くは特別の委任に依り。法律勅令を施行し。又は安寧秩序を保持する爲めに。閣令又は省令を發することを得。第五條。閣令は內閣總理大臣之を發し。省令は各省大臣之を發す。第六條。閣令は年月日を記入し。內閣總理大臣之に署名す。第七條。省令は年月日を記入し。主任大臣之に署名す。第八條。各官廳一般に關する規則は內閣總理大臣之を定め。各廳處務細則は其主任大臣之を定む。第九條。內閣總理大臣及各省大臣の所轄官吏及其監督に屬する官吏に達する訓令も亦第六條。第七條の例に依る。」第二【布告】第十條。凡そ法律命令は官報を以て布告し。官報各府縣廳到達日數の後七日を以て施行の期限となす。但官報到達日數は明治十六年五月二十六日第十四號布達に依る。第十一條。天災時變に依り官報到達日數內に到達せさる時は。其到達の翌日より起算す。第十二條。北海道及沖繩縣は官報到達日數を定めす。現に道廳又は縣廳に到達したる翌日より起算す。第十三條。法律命令の發布島地は所轄郡役所に官報の到達したる翌日より施行せしむることを要し。又は特に施行の日を揭けたるものは。第十一條。第十二條の例に依らす。」第三【印璽】第十五條。法律命令は親署の後の當日より施行せしむることを要し。又は特に施行の日を揭けたるものは。第十條。第十一條。第十二條の例に依らす。」第三【印璽】第十五條。法律命令は親署の後御璽を鈐す」とあり。是より先。十六年五月二十六日太政官第十四號布達を以て。布告。布達到達日數を定む。是に至て改て官報到達日數となし。路の遠近に依て各府縣の差異を定む。二十六年十月三十日勅令第百九十九號を以て。地方官廳の發する命令の公布式を定む。第一條。警視廳令。北海道廳令。府縣令。島廳令及郡令には其警視廳令。北海道廳令。府縣令。島廳令又は郡令なることを明記し。警視總監。北海道廳長官。府縣知事。島司又は郡長各之に署名し。公布の年月日を記入して同日之を公布すへし。第二條。警視廳令。北海道廳令及府縣令を公布するの方法は。警視廳令。北海道廳令又は府縣令の定る所に依る。島廳令及郡令を公布するの方法は。北海道廳令又は府縣令の定る所に依る。第三條。警視廳令。北海道廳令及府縣令は特に施行の期日を揭るものを除くの外。警視廳令。北海道廳令又は府縣令中に記入したる公布の日より起算し。七日を經て之を施行す。但島廳又は郡役所所在の島地に在ては。其の所轄島廳又は郡役所に到達したる日より起算し。其他の島地に在ては。其所轄町村役場又は戶長役場に到達したる日より起算す。警視廳令。北海道廳令及府縣令を登載したる印刷物を。管內一般の島廳。郡區役所。町村役場又は戶長役場に配付するを以て公布の方法と定めさる場合に於ても。前項の島廳。郡役所。町村役場又は戶長役場に對しては仍該令を登載したる印刷物若くは謄本を配付すへきものとす。第四條。島廳令及郡令は特に施行の期日を揭くるものを除くの外。島廳令又は郡令に記入したる公布の日より起算し。七日を經て之を施行す。但島廳及郡役所所在の地を除くの外。島地に在ては其所轄町村役場又は戶長役場に到達したる日より起算す。島廳令及郡令を登載したる印刷物若くは謄本を。部內一般の町村役場又は戶長役場に配付するを以て。公布の方法と定めさる場合に於て。前項の町村役場又は戶長役場に對しては。仍該令を登載したる印刷物若くは謄本を配付すへきものとす。第五條。北海道區長の發する區令には。本令中郡令に關する規程を適用す。明治二十六年十二月一日より施行す。」二十三年九月十八日法律第八十四號を以て。命令の條項に違犯する者は各其命令に規定する所に從ひ二百圓以內の罰金若くは一年以下の重禁錮に處す」と定め。同年九月十八日。勅令第二百八號を以

て各省大臣は。法律を以て特に規定したる場合を除くの外。其の發する所の省令に二十五圓以内の罰金。若くは二十五日以下の禁錮の罰則を附することを得。地方長官及警視總監は。其の發する所の命令に。十圓以内の罰金若くは拘留の罰則を附することを得」と定む。明治三十三年帝國議會を開き。法律は必す其の協賛を經ることゝしたり。猶公文式を參看すべし。

ハフリツガク　法律學。我國古代の法律としては廐戸皇子の十七憲法。大寶令等。歷代法制の見るべきもの尠からず。隨て法律の研究及其結果たる著述の世に公にせられたるもの亦尠からず。降りて德川氏の世に至りては。文運の蔚然として勃興せしと共に。法學の一科亦頗る盛境に達せり。明治法律學校二十年史に其沿革を說きて曰ふ。維新前我邦の法制及法學は。殆と支那法系の一種に屬し。而も組織あり。系統ある。一科の專門學としての存立は。未だ之を見るに至らざりき。故に組織あり。系統ある純然たる一科の專門學としての法學は。全く明治中興以後に於ける泰西法學の輸入を以て。我邦に於ける權輿と爲さゞる可からず。我邦二三先覺の人士か。始めて泰西法制の如何を知得せしは。固より明治以前に在るも。一科の專門學として。法學を教授し。修學せし事實は。實に明治五年七月五日。司法省明法寮中に法學生徒を置きしに始まる。抑司法省の創設は。明治四年に在るも。其の淵源は明治元年に在り。今少しく其の沿革を揭け。以て當時の情勢を知るに便せむ。明治元年正月十七日。太政官内に刑法事務科を置き。議定長谷信篤。同細川喜廷(後。護久と改む)に。刑法事務總督を兼ねしむ。之を維新後司法行政に關する職司の嚆矢と爲す。同年二月三日。刑法事務科を廢し。刑法事務局を置き。議定近衞忠房に刑法事務局督を兼ねしむ。同四月二十一日。刑法事務局を廢し。刑法官を置き。山內豐信を刑法官知事に任し。後二日。大原重德を以て之に代ふ。二年二月。刑法官を京都より東京に遷す。五月二十二日。彈正臺を宮內に置き。辨事門脇重綾。軍務官判事吉井德春を彈正大忠に任し。六月。九條道孝を彈正尹に任す。七月八日。刑法官を廢し。刑部省を置き。正親町三條實愛を刑部卿に。佐々木高行を刑部大輔に任す。是歲三月。刑律取調掛を置く。之を我邦【法典編纂事業の濫觴】とす。既にして刑部省の設けらるゝや。十月七日。之に勅して。專ら寬恕を旨とし。新律を撰定せしむ。翌三年十月。新律綱領六卷撰成り。之を奏進す。十二月二十日。【新律綱領を頒布】す。之を最始の成文刑法々典と爲す。四年七月九日。刑部省。彈正臺を廢し。始めて司法省を置く。九月二十七日。明法寮を省中に置き。十一月。中判事楠田英世を明法權頭に任す。五年四月二十七日。副議長江藤新平を司法卿に任す。七月五日。明法寮中に法學生徒二十名を置き。佛國人アンリ、ド、リベロールをして教授せしむ。是れ既記の如く。實に我邦【專門法學ありし權輿】なり。蓋維新の際。百度悉く革まり。事の一として創建を要せさるもの無く。新進當局の士。四顧應接に遑あらず。加ふるに兵馬の倥偬たるを以てす。而も司法行政の事一日も得て曠ふすへからす。乃。明治元年早く既に刑法事務科の一職司を設け。踵て刑法事務局と爲し。刑法官と爲し。刑部省と爲し。また彈正臺を置き。遂に明治四年に至りて之れを司法省と爲し。司法行政の事漸く按排整頓を見るにおよひ。一面には。法律制定の業亦た興りて【新律綱領の頒布】を見るに及へり。新律綱領は。固より尙支那法系の範域を脫せさるに止まらず。寧ろ全く唐。明。淸の諸律を採酌雜案せしものなるも。是れ畢竟已むを得さるに出て。維新以前に於けるか如く。支那法系の法制を以て。無二の良典と爲せしに非す。既に略ゝ泰西法學の一斑を窺知し。之を偏るの念頗る切なりしも。此事たる。到底一朝夕の能く企つへき所に非す。而して成文刑法の急務を感ずる亦頗る切なるものあり。是に於て暫く難を捨てゝ易に就き。此の新法を制定して。以て一時の急要に應したりしなり。而して泰西法學の機運か。當時既に欝勃として萌芽せしこと。亦以て想ひ見るへし。此の時に方り。卓厲風發。急進主義を以て鳴りし江藤新平の。新に入りて司法に卿たるに遭ふ。萌芽既に熟して。春風之を煽き。時雨之を濕ほす。其忽ち苗生する。亦奚そ怪むに足らむ。即ち氏か就任後未た七旬に滿たす。維新騷亂の餘焰尙收まらず。乾坤未た全く剖判し了せさる。明治五年七月五日に於て。我泰西法學は。業既に專門の授業を見るとを得たり。明法寮の法學生徒は。前記の如く。定員二十名にして。概ね南校等より轉し來りし洋學者なるか故に。普通學一ヶ年修業の上。明治六年。佛國人エミール、ギユスターヴ、ボアソナード、ド、フヲンタラビー及ジエオルジユ、ブスケを聘して。法學を教授せしむ。是より先き。六年四月。江藤司法卿は參議に轉し。明法權頭楠田英世は明法頭に陞り。十月。參議大木喬任。司法卿を兼ね。十二月。明法助鶴田皓。明法權頭に陞る。而して五年八月。判事。檢事職制章程。證書人。代書人。代言人職制。各裁判所章程等を假定し。十一月。監獄則竝に圖式を頒布し。六年六月十三日。【改定律令を頒布】し。八年四月十四日。始めて大審院を置き。二等判事玉乃世履をして。大審院の事を管せしむ。蓋制度及法制は月に歲に。益ゝ其緒に就くなり。明治九年五月四日。明法寮を廢し。生徒其他の掛及課を本省に屬す。七月。法律專門生徒卒業す。是れ明治五年就學せし

者及其後東京開成學校。外國語學校等より轉學せし者。即所謂第一期生にして。瑩案雪嶺。其學方に成りし者。我邦に於て。泰西法學に關する【專門法學者の鼻祖】たる名譽を有すへき者なるを以て。特に其氏名を左に掲く。(山口)井上正一。(山口)熊野敏三。(富山)磯部四郎。(東京)栗塚省吾。(熊本)木下廣次。(山形)宮城浩三。(鳥取)岸本辰雄。(東京)小倉久。關口豐。岡村誠一。(三重)加太邦憲。(熊本)木下哲三郎。(山口)內藤直亮。(長野)井上操。(福井)矢代操。(長崎)大島誠治。(德島)岩野新平。(東京)龜山貞義。(東京)高木豐三。(東京)橋本胖三郎。(長崎)一瀨勇三郞。(大阪)井田鐘次郎。(石川)杉村虎一。(東京)藤林忠良。(愛知)立木頼三。(兵庫)福原直道。(東京)大塚成吉。此中。井上氏以下。岡村氏に至る十人は。司法省之を選拔して。直に佛國に留學せしめたり。但。關口。岡村二氏は。後病に罹りて死亡し。法律學士の稱號を得るに至らさりき(東京帝國大學一覽の明治九年卒業法律學士中。此二氏を揭けさるは此か爲なり)。是歲三月。司法省は。右第一期生の卒業近きに在るを以て。更に第二期生を募り。且大に其規模を擴張せむとし。新に法學教場を構內に築き。佛國法律學科專門學校を設け。法學規則を頒布し。生徒百名を募る。五月法學生徒寄宿舍を新築す。九月。召募に應ぜし生徒百名餘を選み。入學せしむ。佛國人ピエール、ジョセフ、ムーリエーを教師とし。助教數名を置き。之を教授せしむ。是歲四月。司法省は。又別に生徒四十一名を募り。規則課分局に於て。民刑兩事の問題を出し。此か擬律擬判を爲さしめ。以て法理を研究し。裁判の事務を練習せしめ。之を員外出仕生徒と稱し。學期を二年と爲したり。然るに十二月に至り。故ありて之を廢止したり。明治十年七月。又照査課に於て。生徒五十名を募集し。擬律擬判を爲さしめ。且ボアソナード及米國代言師ジョルジ、ウオラス、ヒルを教師と爲し。法律を教授せしむ。之を出仕生徒と稱し。二年を以て卒業の期とす。蓋。當時司法制度漸く備はり。裁判所の設置漸く增し。裁判事務日に加りて。法學者の需要大に迫り。而して正則に教授せる法學者を待つに遑あらず。是を以て。變則速成の法學者を得て。一時の急に應ぜんとするも。司法省に於ける法學校を除きては。全國復一の法學を教授するもの無きを以て。司法省は自ら此か養成を謀るの外なく。乃ち昨年一たび之を試みしも。中道にして廢止の已むを得ざるに遭ひ。本年再び之を試みたりしなり。而して今回は。幸に其の功を全うし。當初五十名の出仕生徒中四十七名は豫期の如く二年を經て。明治十二年九月を以て卒業したり。是より先き。德川幕府に蕃書調所てふものあり。後洋書調所と稱し。更に開成所と改稱せしが。維新の際。朝廷之を收て再興し。明治二年。大學を昌平坂に置くに當り。之に隸して大學南校と改め。四年文部省立つに迨びて。更に其の所管に歸し。大學の二字を刪りて。單に南校と稱し。五年之を第一番中學と爲し。六年更に開成學校と改稱し。七年更に校名に東京の二字を冠し。明治十年四月に至り。始て東京醫學校と合して東京大學と爲し。之を法學部。理學部。文學部の三學部に分ちたり。是に於て乎。明治十年に至りては。司法省に於ける一法學校の外。又た其の所謂出仕生徒を教授する一校を加へ。更に東京大學の法學部を得て。正則なる一大專門學校を加へ。俄に三校を見るに至れり。明治十三年一月。司法省に於て。生徒四十一名を募り。學期を三年とし。教師ボアソナード及アッペールをして之を教授せしむ。九月。此の生徒を本科と爲し。更に生徒五十三名を募りて豫科と爲す。其の他司法省法學校教師としては。十年九月。佛國人プロスペール、フチルチユネー、フークを聘し。十二年三月。佛國人ジヤン、バチスト、アルチユール、アリヴェーを聘し。十一月。佛國人法律博士ジョルジ、アッペールを聘し。十三年六月。又佛國人アントアヌ、フアブルを聘したり。然り而して當時我邦に於ては。成文法としては。曩に新律綱領あり。今之を改正したる改定律令あるに止まり。憲法以下公私諸法。一も成文法あらず。而して改定律令も亦新律綱領と同しく支那法系に屬し。泰西法學に基く法制は未た全く存せざりき。是を以て。此の間に在りて。泰西法學を教授せむとする學校に於ては。全く我邦の法制を疎外し。泰西各國の法制に依らさることを得す。而も泰西法學の始めて發生せる。極めて幼稚なる時代に於ては。廣く泰西諸國の法制を比較し研究すること。殆と不能の業に屬す。是に於て乎。法學を授くるもの。先づ一國を擇ひて其の國の法制に依ることを要す。是れ固より法學の正道に非ざるも。亦實に其の捷徑たり。而して司法省に於ては。佛國を擇び。正則の法學校に於ても。出仕生徒に對しても。佛國法制に依りて。其の業を授けたり。是れ同省教師の。概ね佛國人たる所以。而して東京大學法學部は。其の規模を大にし。英國法。佛國法の二科を設け。學生の希望に因りて。各自其の科を選はしめたり。此の如くして法學上の施設漸く見るべきものあり。加るに刑法。治罪法二草案の如き。亦全く泰西法學に基きて制定せらるゝに至り。我邦法學界。既に吳下の舊阿蒙に非さらんとす。是に於て民間亦私に法學を授くる者を生し。遂に明治法律學校の設立を見るに至れり。今便宜の爲。法學に關する在東京官私各學校の設立年月を表示せむ。司法省明法寮法學校(明治五年七月)。東京大學法學部(同十年四月)。司法省出仕生徒(同九年七月)。專

修學校(同十三年九月)。明治法律學校(同十四年一月)。東京專門學校(同十五年十月)。東京法學校(同十六年)。獨逸協會學校法律科(同十七年十月)。英吉利法律學校(同十八年七月)。和佛法律學校(同二十二年五月)。東京法學院(同二十二年十月)。慶應義塾大學部法科(同二十三年一月)。日本法律學校(同二十三年九月)。此の中。明法寮法學校は。後屢々名稱及所管の變更ありて。明治十八年九月。東京大學法學部に合併せられ。東京大學は。十九年三月。帝國大學と改稱し。三十年六月東京帝國大學と改稱せらる。又司法省出仕生徒は。同しく種々名稱及組織の變更ありて。後遂に廢止せらる。而して專修學校と獨逸協會學校とは。近時法律科を廢し。東京法學校は。東京佛學校と合併して。和佛法律學校となり。英吉利法律學校は。東京法學院と改稱したりしなり。故に今日の現在を以てすれは其の創立順序は。官私を混しては。東京帝國大學を以て第一とし。明治法律學校を以て第二とすへく。而して私立のみに於ては。明治法律學校を以て第一とす」とあり。其後【法律】は明治十三年七月刑法及治罪法制定され。二十三年刑事訴訟法制定され。同年三月民法。商法。民事訴訟法公布されたり。

ハフワウ 御法皇は。御法體にます院の御所を申し奉る。貝原の官位訓に。法皇と申奉るを只院の御所の御事とおほへたる人あり。さにあらず。御くらゐをのかれさせ給ひたる後。法門に入給ひて。御餝をおろし給ひたるを。法皇と申奉るなり。法皇のはじめは。五十九代宇多天皇也。是を寛平法皇と申し奉りしなり。或人のいはく。熊野へ三十三度御幸なければ。法皇とは申がたきとかや」といへり。

ハフヱ 法會は。佛事なり。又法事とも云ふ。人死して初七日(滿六日の夜を逮夜と云ふ。人を饗し靈に供す)。二七日。三七日。三十五日。四十九日。百ヶ日。一週忌(翌年の正月命日を云ふ。是の日前に石墓を建つ)。三回忌。七回忌。十三回忌。十七回忌。二十三回忌。二十七回忌。三十三回忌。五十回忌に法要を行ひ(シヤウジム參看)。塔婆を墓邊に建つ。何れも親族及び懇親なる人々は其の寺に會し。供養を行ふ。家族以外の參詣者も布施を出して讀經を僧に依賴する事あり。之を付け法事と云ふ。家族は參詣者を招じて精進料理(五十年忌は肉を用ふ)を饗應す。

ハマユカ 濱床は。帳臺の中に居うる臺なり。宮室調度圖解に云く。帳臺は云々。貴人の寢所に川ひられし所にして。皇后などのは濱床とて高さ一尺ばかり。九尺四方程の臺あり。其上に繧繝の疊二帖を南北に敷きて。南を枕とす。この疊を土敷(ツチシキ)と云ふ。皇后ならでは此の濱床を居ゑず。板敷に直(ヒタ)と敷くなり」とあり。

ハマユミ 破魔弓は。古へ兒童の弄びしものにて。又濱弓ともかけり。和訓栞に云。正月兒童の弄ぶものなり。破魔弓などかけれど。もと濱の輪とて。藁にて輪を作り。是をまろばして。童子に射を習はしむ。是獸を射習ふ業なり。今も田家に此風遺りて。濱弓濱矢とよべる也。小兒の圓居して遊ぶを。はまのわに竝ぶといふも是より出といへり。されど。小野宮左大臣幼童の時。馬內侍が許にわたりて。小弓を射給ふに。物書ざる造紙をかけ物に出して。翌日清愼公の贈り給ひし歌「いつしかと明て見たれば濱千鳥。跡ある事にあとのなき哉」と袋草紙に見えたり。濱弓の名は是より出たるなるへし。北史和傳にも每レ至二正月一日一必射戲飮レ酒と見えたり。古代射禮の遺風なるへし。」また四季草にいふ。正月男子のもてあそびに。はま弓射る事は。邪鬼を退治するの表相なり。はまとは破魔と書て。魔を破るの義なりといふ說あり。さも有べきやうに聞ゆれども。はまの正說にあらず。はま弓のたはふれ。昔は京にも何方にも有し事なるべけれとも。今は絕て。たゞその弓矢を賣り。童のもてあそび物にするのみなり。されども遠國には其たはふれ今に殘れり。土佐國の人の物語に。土佐國畑といふ所の山中の民家にて。正月に幼童はま弓を射る。的は藁繩を以て作る。其形圓座の如し。徑り一尺ばかり。其中に徑二三寸の穴あり。是れを名付てはまといふ。射手弓矢を持て一列に立竝て待時。一方よりかのはまを轉し走らしむるを。各々射るなり。はまの穴を射るをあたりとするなり。はま走り終れば。又一方よりまろばし返して各々射るなり。はまをまろばす事は。射手の中より。かはるがはる出てまろばすなり。是をはまを射るといふ。また大和國吉野郡上市村の人の物語にも。大和にてははまを射る事右の如し。大和にてははまころを射るといふ。はまころとは。はまをころばすといふをなるべし。土佐の人大和の人のいふ所同じ趣なり。然ればはまは的の名なり。破魔にはあらずかし。」又貞丈雜記におなじくはま弓の事をいひて。昔は何國にても此たはぶれ有しなるへし。後に他國には右の射方のたはぶれ絕て。たゞ弓矢ばかりある故はま弓と云。名のわけ知れぬ事になりたり。はま弓とははまといふ的を射る故の名なり。云々。」ある人のかたりしは。播州へ行くとて。播州一谷二谷の邊をとをりしに。田をうゆる女ども。あまたわらの圓座を腰に付たり。その中に一人圓座をこしに付ざる女ありしを。外の女見てそれはまがなきよといひけり。これをみれは圓座の事をはまといふとみえたり。云々。はま弓の的のはまに似たる故。はまと云なるへし。」又同書に正月のはま弓はいつの比より始るといふ事しれす。ある說に。神代鸕鷀羽葺不合

尊と申神の幼少にてまし〳〵ける時に。はま弓を射始給ひしと云。然共日本紀。舊事記。古事記。古語拾遺なとゝ云。正しき書に見えさる事なれば用がたし。天文十三年一條大納言兼冬卿の著し給ひし。世諺問答に。正月に弓ゐるは何の故にやと云題を出して。子細を書述給へり。その趣小童のもてあそぶはま弓の事共見えず。常の弓の事と見えたり。室町殿時代の年中行事の書(年中恒例記。殿中申次記。年中定例記等の事也)には。こぎのこ(江戸にては。はごのこといふ)の事は見えたれ共。はま弓の事は見えず。其比はなかりし物歟」と見ゆ。また嬉遊笑覽に。はま弓ははまと弓と二物なり。此事は先に著しゝ雜考の内にいへり。舊說破魔の字義によりていふは非なり。はまは藁にて造るそれを小弓にて射る戯は今も田舍にありといへり。蝦夷の兒童わを作りまろばして之を射。はしりものゝ目あてを習ふ事。三國通覽などに見ゆ。又近ごろ都鄙ともに小兒箍廻しと云をなす。細きわり竹の先をりうごの形に曲たるをもちて。桶のたがを地上にまろばし押ゆく也。其角がたかかけの發句も思ひ出られて。「たが廻したがたが廻し始めけん」云々。はま弓はま矢といへども。弓はまといふことは物に見えず。鷹筑波「暖な日はくるふ童。濵弓を一入下手や削るらん」。又佐夜中山集(付句)「みつばよつば作る若殿のはま矢かな」。西鶴が世の人心に五月の節句に甲正月に破魔弓進して祝儀とする事もわきまへなく。乳母の奉公になれざるものぞかし(今は乳母よりかゝる物贈ること江戸にはなし)。醒睡笑。いはひすくろもいなものゝ條。そうりやうの子六歲なり。こ弓にこ矢をとゝのへもたせけるか。元矢の朝日を一つはなし俵にいつけ云々。日本歲時記の畫にも正月こともの小弓いる處あり。はま弓今はたゞ祝儀の物たれとも。昔は射らるゝやうに造りて賣しなり。寬文七年十一月朔日町觸。はま弓結構に致さす。射られ候樣可仕候。但人形作り物一切可爲無用事。類柑子いなつかの灯の條。破魔弓の矢筒とどろはげたるを火吹とし。畫けるまゝの名を松鶴とよぶ云々。これ畫やうはかはられども。吹き竹に用ひしは今の如く紙のはりぬきにあらじ」など見えたり。【はまなげ】瓦礫雜考に。破魔弓の事をいへる序に。此戯上野桐生わたりにもあれどすこし異れり。童いくたりにても先雙方に分れ。互に對ひ竝び。その處の地のうへに筋ひきて堺と定め。たがひに是を越ることなし。さて濵といふものは木にて戸車の形に造れるもの也。其を彼方より轉しきたる時。こなたの堺へ入らぬ内に。竹木何によらず。細長き物にて打止るなり。もし堺へ入る時は。そなたの負とす。雙方ともに右の輪を往返して打ことおなじ定め也。是をはまなげといふ。此戯はたゞ毬打に似たり(小兒の弄ぶ毬打の玉は。戸車の形に似たり)。然らばはま弓。濵なげ。毬打。みなそのもとはひとつものとぞおもはるゝ」といへり。今東京其外にも。折折この戯をなすを見うけぬ。

ハミガキ 齒磨の濫觴は詳かならねど。何れ中世以後のものたるには相違なし。從前は重に小網町伊勢吉にて製造する【大入】と云へるもの。上下を通じて行はれしが。此の袋の模樣は鎧武者一人船に乘りたる向ふに網を畫きたるものにて。今の鎧橋の架設されざる前即ち鎧の渡しと云ひたる頃ゆゑ。斯る模樣を商標とせしものなるべし。又其袋の地色黃なるより。黃袋と云へば。誰も皆此齒磨の事と合點せしなり。然るに輓近種々の製法現はれて。其名稱枚擧に遑あらず。カムフチレッド、デンチフライス(白堊)百二十匁に麝香二匁。樟腦三匁を加へたるを麝香齒磨と云ひ。又烏賊の骨粉百二十匁に沒藥細末八匁を混加したるものもあれど。要するに房州の山より出づる房州砂を原料とせるものは齒質を害するとて。需用少きに至り。又練齒磨の舶來以後漸次之に摸倣せるものも出で來れり。

パム 麵包は。無論維新以後の食品にして。食麵包。菓子麵包の二樣あれど。其の製造法は先づ小麥粉五斤に食鹽少許を加へ。溫湯を注ぎて柔かに解き之れに酵母(パンダ子)三匙程を加へ能く混和したる後。毛布の類に包み。一夜其儘に過して。翌朝稍々泡立つを待ち。更に小麥粉を增加して。餅の如くなし。大小適宜の形に切りて燒麵器に竝べ。其れより燒竈に入れて燒くものとす。之れに砂糖を加へたるもの即ち菓子麵包なり。勿論維新の際會津征伐の爲め發向せし薩軍の糧食用として。風月堂の製造上納せしものを始とすとぞ。

ハムギ 板木。(モクハン參看)

ハムグワム 判官のこと。クワムセイのもとに明かなるも。貞丈雜記に云。判官をはんぐはんと云と。はうぐはんと云に差別あり。鑄錢判官。勘解由判官などの時ははんぐわんと云也。檢非違使尉を判官と云時ははうぐはんと云也」とあり。明治以後。法官を指して又判官といふ。

ハムゲシヤウ 半夏生は。夏至(ゲシ)。即ち陰曆五月中より十一日目に當る日を云ふ。月令廣義には半夏は藥草なり。夏の半に生ずる由見え。又本草には。半夏。一名ニ守田一。禮月令曰。五月半夏生。蓋當ニ夏之半一。故名ニ守田一云々」とあり。

ハムケム 版權。(チヨサクケムを見よ)

バムコククコウハフ 萬國公法は。今日の用語に於て國際法といひ。各

國互に交際するに於て守るべき準則を示したるものにして。其法則の資源とする所は。各國の條約を以て重なるものとし。慣例及判決例之につぎ。其他一國の法則にして外國に關係する開港地規則。犯人引渡條例。國籍法。中立規則。海港檢疫法。船舶法亦此内に含蓄せらる。其國際法の發達に於て最有力なりしは歐米學者の學說及び著書とし。其各國思想の共通に有力なりしは。耶蘇教徒の信仰か歐米諸國の間に通有なる正義公道の觀念によるものとす。國際法は元と諸國家交際の法則なるか故に。此法の適用を見る爲めには。先つ國家の能力を必要とし。次に此國家交際の任務を有する權限を定め。進んで此機關の行動する國家行爲を定め。終りに國際間の爭議を決すべき法を擧ぐ。其の最要手段たる戰時法規を定むるものとす。其の外交の歷史はグワイカウの條下及び公使等の條下を見るべし。

【國家の能力】は内に對しては其憲法を定め。議會を開き。裁判所を設け。政府を有して自由の政を布くの實力を有し。外部に對てしは。獨立權を有するを要し。加之今日外國と交際する諸國共同生存の利益を認め。人民の權利を尊重するの主義を採用するものなるとを要す。否らざれは或は實力に於て他國の爲に服せられ。或は交際の爲めに締結したる條約を履行する能はす。且つ他國に交際する所以及其人民の安堵を失ふか故に。之を國家と認むるの理由なきに至るは。猶列國が弱國埃及に對して其獨立を蹂躪し。支那及土耳古に對して其威力を逞うするか如きに徵すべし。而して國家を組成するには。領土と民衆を要し。領土に屬すへきものは土地。領水。船舶とし。民衆は國籍を以て之を標識し。其何國にあるに拘らす。兵役。納税其他の義務を命ずるを得るものにして。臣民の身分は各國とも其本國法によりて支配せらるゝものとし。其領土内にありては自國法の支配を受け。公海にありては各船舶は其船籍國の法に從ふものとす。

【國家の權利】に二あり。一は絕對權にして一は相對權なり。絕對權とは各國各條約を待たずして本來有すへき權利にして。學者之を根本權とし。其存立の安全を維持し。行爲を自由にするの權利。竝に互に相獨立して侵犯せさる同等權及び名譽權を有す。相對權は相互の各國か承認し契約するによりて生する權利をいふ。即ち交通權の如きは之に屬す。

【國際法の分類】國際法は始め萬國公法と稱したりしも。後ち漸く進步して。民事商事及版權に關しても國際法の適用を見るに至りたれは。國際法は國際公法及國際私法。國際刑法の課目を生し。平時法。戰時法の別を見る。戰時法は戰時を待て。始めて其効力を生するものにして。千八百五十六年巴里會議及千八百九十八年ラヘー萬國平和會議に於て之を議定し。我國亦明治三十三年十一月二十二日官報を以て承認したる所にして。戰爭は各國の軍隊を以て行ふへきものにして。國民と國民の相殺戮するものにあらす。戰爭は敵國の主張を屈するを目的とするものなるか故に。之を決するの方法あるときは直ちに戰鬪を止むへきものとす。故に第三國の調停。仲裁々判によるを希望し。戰中と雖も之か爭を決する方法あるときは直に之を止め。且戰爭中と雖も平和にして敵意なき人民の安寧を害せす。又敵兵と雖も負傷及降參したる者は。之を遇するには敵を以てせす。仁愛の原則に隨ふべし(赤十字社參照)。戰爭の手段は敵軍を破るの手段は。如何なる方法を採るも可なりと雖も。殘酷にして人の死を必ずせしむる毒藥。四百瓦以下の小爆裂彈及軍備なき地の砲擊を禁し。戰爭に關係なき國は。其一方に左袒せさるの義務あると共に。戰爭に關係なき平和の交通を害せられさるの權利を有するものとす。之を中立の原則と云ふ。

バムコヤキ　萬古燒は。近來盛に世に行はる。三重縣報告萬古陶器沿革概畧に。萬古陶器は。近來大に世に行はれ。現に一種特有の產物となれり。而して此陶器は元文年中。沼波弄山なる者の所製に權輿す。弄山通稱五左衞門。元祿年中伊勢國桑名郡桑名に生れ。後同國朝明郡小向村に移住す。幼にして製陶を好み。漸く長するに及ひて。支那の製陶に摸擬し。一種の器物を製せしに。極めて雅致あり。乃其業を擴め。製造する所稍ゝ多し。其彩紋は。多く唐草を描き。又間々草花を寫す。其設色は赤黃淡青等にして。就中瑠璃の一種大に世人の稱賛を得たり。五左衞門の家萬古屋と號するを以て。取りて陶器に名くと云ふ。其名漸く遠近に傳はり。其後江戶に出てゝ幕府の御用陶師となり。數奇屋の用器を製し。殊に愛玩せらる。其後幕府嚴に節儉の令を布き。製陶の事も亦從ひて廢せらる。弄山復ひ鄉里に歸りて業を營み。安永六年歿す。嗣なし弟あり瑞牙と云ふ。寬保中津藩藤堂氏に聘せられ。伊勢國安濃津に住して業を創め。弄山の法を取りて別に一家を成す。之を安東燒と云ふ(安濃郡は中古安東安西の二郡に分つ。而して窯の所在は。安東に屬す。故に名つくるならん)。當時該藩意を興產に用ひ。支舖を江戶に開きて發賣せしめ。一時大に世に用ひらる。然るに其後故ありて遂に廢す。文政年間朝明郡小向村に森與五左衞門なるものあり。有節と號す。常に萬古燒の廢絕を憂ひ。再興の志あり。乃同村字名谷山の土を採りて手捻りの壺類を造り。素燒にして之を試みしに。土質

ハムコ

極めて適良なり。是に於て弟千秋(通稱)與平と共に陶業を興し。漸く製造を盛んにして。竟に轆轤を使用するに至れり。天保年間陶窯を改良し。其他製造用具より。以て坳藥の使用法に至る迄。之れを究明し。珠に菊花盛上け法。又臙脂色の彩料を發明し。又急須。湯沸。酒壺等の模型に數箇の木片を用ひ。製造成るの後順次一片つつ抜出する方法を案出し。大に進歩の狀を現せり。而して其の製專ら古萬古に法とり。日用必需の器具を製し。粗製濫造を好ます。務めて精緻の良品を出すを主とせり。是を以て名聲大に世に著る。元治元年桑名藩其熟練を賞し。苗字帶刀を許し。扶持三人口を給す。有節は明治十五年中歿す。子有節嗣て家法を守り。今に至る迄能く名聲を隕さす。是より先同國飯野郡射和村に竹川竹齋なる者あり。夙に志を殖産興業に傾く。其先沼波弄山の姻族たるを以て。家に其法を傳ふ。安政二年二月窯を自園中に築き。同村内山五郎をして業を督せしむ。江戸及京師の工人來集して製出する所。精良にして極めて雅致あり。印文に積德園若は雲錦園とあり。又沼波氏より得る所の古印をも併せ用ふ。後故ありて業を廢す。然れとも射和萬古の名。今尙人口に喧しく。世人の珍賞する所なり。又同國三重郡末永村に山中忠左衛門なる者あり。有節の家法を秘して。世に傳へさるを憾み。嘉永年度以來屢ゝ製造を試みしに。成果毎に惡し。然れとも毫も屈撓の色なく。百方經驗を積み。明治三年に至り終に精良の器具を製造するを得たり。乃廣く其法を人に授けて。興業を奬勵せり。是に於て萬古陶器を製造するもの。頓に其數を加へ。現今伊勢國四日市及桑名を合せて。營業者の數二十八名。陶窯二十一あり。皆主として急須。湯沸。茶碗。珈琲具。菓子器等を製す。一箇年産出する所の價格凡一萬七千餘圓に達せり。此盛況を致したるものは。蓋忠左衛門の力なり」とあり。

ハムザイニム ヒキワタシ　犯罪人引渡。交際諸國間に於て犯罪人(國事犯を除く)を引渡すを國際法の通則とす。我國に於てゝ各國と此條約をなし。明治二十年八月三日勅令第四十二號を以て。逃亡犯罪人引渡條例を定む。○第一條。本條例に於て締約國と稱するは既に帝國と犯罪人引渡條約を締結し。若くは今後締結する外國を謂ふ。」引渡犯罪と稱するは外國と締結したる犯罪人引渡條約に揭くる犯罪を謂ふ。」逃亡犯罪人と稱するは締約國の管轄內に於て犯したる引渡犯罪に付。告訴告發を受け。若くは有罪の宣告を受けたる帝國臣民外の人にして。帝國の管轄內に逃避したる者。又は逃避したるの嫌疑若くは逃避せんとするの嫌疑ある者を謂ふ。但し左の場合に於ては帝國臣民を包含す。」一。帝國と請求國との犯罪人引渡條約に交互其臣民の引渡を爲すへき條款あるとき。」二。犯罪人引渡條約に交互の任意を以て。其の臣民の引渡請求に應することあるへき旨の條款あり。且つ請求國に於て同樣の場合には自國の臣民を引渡すへき旨を申出てたるとき。○第二條。締約國より逃亡犯罪人の引渡請求あり。之か引渡の目的を以て其手續を爲すときは。本條例に定むる所の條款に據るへきものとす。○第三條。左の場合に於ては逃亡犯罪人を引渡すことを得す。」一。引渡の請求に係る者の所犯政事上の犯罪なるとき。」二。引渡の請求は。實際政事上の犯罪に付審問し。若くは處刑せんとするの目的に出てたる旨を本人に於て證明したるとき。○第四條。逃亡犯罪人其引渡請求に係る犯罪外の事件に付。帝國內に於て告訴告發を受け。又は處刑中なるときは。無罪又は刑期滿限若くは其他の事由に因り釋放せられたる後にあらされは之を引渡すことを得す。○第五條。帝國と外國と犯罪人引渡條約を締結したるときは。逃亡犯罪人の犯時其締約以前に係ると雖も。該締約國の請求に應し。其引渡を爲すことあるへし。○第六條。引渡犯罪に付。帝國裁判所に於て。締約國裁判所と均しく裁判權を有すと雖も。若し司法大臣の意見に於て其審判を便ならしめんか爲め。逃亡犯罪人の引渡を可とするときは之れを引渡すことあるへし。○第七條。本條例に據り發したる總ての逮捕狀は。帝國內何れの地に於ても效力あるものとす。○第八條。一逃亡犯罪人を二國以上の締約國より各其國に於て犯したる罪の爲め。引渡請求を爲したるときは。最初請求を爲したる國に之を引渡すへし。但し其請求を爲したる締約國間に特別の約束若くは協議ある場合は此限に在らす。○第九條。司法大臣は外務大臣の請求に依り。一名若くは二名以上の上席檢事に命し。逃亡犯罪人を假に逮捕する爲め。附錄第一號書式に依り。假逮捕狀を發せしむることを得。」外務大臣は締約國より相當の順序を經由し。書面又は電信を以て逃亡犯罪人を逮捕する爲め。既に逮捕狀を發したることの通知と。其引渡は正式に依り請求すへき旨の保證とに接したる後に限り。本條の請求を爲すへし。○第十條。假逮捕狀に據り。逃亡犯罪人を逮捕したる場合に於て。二月を過きさる相當の期限內に其引渡の請求なきときは之を釋放すへし。但此場合に於て逮捕したる者を釋放するも。再ひ之を逮捕し及引渡すことを妨けさるものとす。」假逮捕狀に據り逮捕したる者の引渡請求ありたるときは。更に附錄第二號書式の逮捕狀を發し。假逮捕狀と交換すへし。○第十一條。第九條に定めたる例外の場合を除くの外は引渡請求を爲したる國との條約に定めたる相當の順序を經由し。左の書類を添へ。引渡の請求

ありたる後にあらされは。何人をも引渡の目的を以て逮捕することを得す。」一。告訴告發を受けたる者の場合に於ては。其所犯に付訴ありたる國の相當官吏に於て發したりと認め得へき逮捕狀の公寫及該逮捕狀を發するの根據と爲りたる口供書若くは陳述書の公寫。」二。有罪の宣告を受けたる者の場合に於ては。其宣告を爲したる裁判所の證印ある宣告書の寫。○第十二條。外務大臣引渡請求書に接し。犯罪人引渡條約の條款に適合したりと思量するときは。該請求書に其關係書類を添へ。之を司法大臣に送付すへし。」司法大臣本條の請求に接し。妥當の事由ある請求と思量するときは。逃亡犯罪人の所在又は其到着すへしと認むる地の上席檢事に命し。逮捕狀を發せしむへし。○第十三條。上席檢事前條に掲けたる司法大臣の命令に接したるときは附錄第二號書式に依り逮捕狀を發すへし。」第十四條。請求に係る逃亡犯罪人を逮捕し。若くは假逮捕したるときは其逮捕狀を發したる上席檢事又は之を逮捕したる地の上席檢事に引渡すへし。」上席檢事は逃亡犯罪人逮捕の顚末を直に司法大臣に具申すへし。」司法大臣上席檢事の具申に接したるとき。引渡請求書あれは其寫及附屬書類を速に該檢事に送付すへし。但被告人を釋放すへきの命令を發するときは此手續を爲すに及はす。○第十五條。告訴告發を受けたる者の場合に於ては。上席檢事は速に之を訊問し。其人違なきこと及引渡請求書に附屬せる書類の確實公正なることを認定すへし。但上席檢事該書類のみにては證據不充分なりと認むるときは仍ほ被告人の犯罪に對する證據を取ることを得。」有罪の宣告を受けたる者の場合に於ては。上席檢事は速に之を訊問し。其人違なきこと及其引渡を請求したる締約國の相當裁判所に於て宣告を爲したるの確實なることを認定すへし。○第十六條。上席檢事被告人の訊問を結了したるときは。訊問書に其處分方に關する意見書を添へ。之を司法大臣に具申すへし。但し上席檢事は之と共に引渡請求書及ひ附屬書類を返却すへし。」司法大臣該檢事の具申に接したるときは。附錄第三號書式に依り。引渡狀を發するか。又は逮捕したる者を釋放すへし。○第十七條。逃亡犯罪人は逮捕狀に據り。逮捕せられたる後。二月以上留置せらるることなかるへし。○第十八條。司法大臣は左の場合に限り。引渡狀を發することを得。」一。引渡犯罪に付。告訴告發を受けたる者の場合に於ては。若し其告訴告發を受けたる罪を帝國内に於て犯したるものとせは。帝國の法律に依り。被告人を審判に附するに充分なる犯罪の證據ありと認めたるとき。」二。有罪の宣告を受けたる者の場合に於ては。相當裁判所に於て其宣告を爲したることを認めたるとき。○第十九條。闕席裁判に由り。有罪の宣告を受けたる者は其引渡を請求したる締約國との間に特別の約款あるに非されは。本條例に於ては之を告訴告發を受けたる者と爲し。有罪の宣告を受けたる者と認めす。○第二十條。逮捕したる者を釋放し。又は其引渡の爲め。引渡狀を發したるときは。司法大臣は引渡請求書及附屬書類に其の執行したる手續及其理由の略記を添へ。之を外務大臣に返付すへし。○第二十一條。引渡狀を發したる後。何人をも一月以上留置することを得す。但此期限内に之を帝國外に引取らさるときは。請求國相當官吏に於て。正當の事由を示すにあらされは釋放すへし。○第二十二條。逃亡犯罪人を引渡すときは。其逮捕の際。差押へたる本人の携帶品は。正當の理由あるにあらされは其引渡の節本人と共に悉く之を交付すへし。○第二十三條。司法大臣は外務大臣の請求に依り、一外國より他の外國に引渡したる者の帝國内海陸の通行を認可することを得。」本條の請求は引渡を受くへき國の政府より引渡狀の公寫を添へ。相當の順序を經由したる照會書を外務大臣に於て受領したるときに限る。但帝國と請求國との間に特別の約款あるときは。該照會書の外仍ほ請求國の政府に於て。之と同一の場合即ち第三國より帝國に逃亡犯罪人を引渡したる場合に。該請求國内海陸の通行を均しく認可すへきの保證を爲したるときに限る」とあり。十九年四月米國と犯罪人引渡の條約を結び。同年十月勅令を以て公布あり。是此種の條約の始めなり。同二十年八月勅令第四十二號を以て。逃亡犯罪人引渡條例を發布し。締約國相互犯人を引渡す事に付き規程を定めたり。

ハムザウ 椋は。湯桶(ユトウ)とも云ふ。水を盛る器なり。又匜と書す。白木を曲け物にして作りたるもあり。又塗りたるもあり。今も蕎麥屋が漿(ツユ)を入るゝに之れを用ひたり。和漢三才圖會に。和名抄云。匜柄中有レ道可ニ以注ヒ水者(俗用椋字所出未レ詳)。字彙云。匜洗レ手器也。本作ニ也字一。後人以ニ也字一借爲ニ詞助一。詞助之用既多。正義遂所レ奪。故加レ匸以別レ之。按。匜有レ柄半挿ニ其内一。故呼曰ニ半挿一(今俗以ニ耳盥一爲ニ半挿一者非也)とあり。又秋齋間語に。はざうは。湯水をつぐ物にて。俗にいふ湯桶の類なり。これにゆにても水にてもつぎて。たらゐへうけさする物なるに。近年はぐろめの具にたらゐをあやまりて。はざうといふはいかゞ。堂上方元服の調度官僧儀式の器物にはざうといふはゆつぎなり。いはんやはんぞうとよこなまれるをや。

ハムシヤウ 半鐘。(カ子。クワツを見よ)

バムスラク　萬春樂。春鶯囀。青柳うたふ。梅がえ。大芹。皆歌曲の名也。岷江入楚。萬春樂は踏歌の曲云々。萬春樂はすべて八句の詩也。それを漢音にうたひて。句毎のあはひに萬春樂と唱ふる也。踏歌の舞人の立ざまにいふ事也。體源抄。【春鶯囀】合管音の作者。照干山右大略樂器とつくり。樂の作者也。一説に天長寶樹樂と名づく。これも踏歌の曲也。【梅枝】梁塵秘抄。呂之部に「うめが枝にきゐる鶯や。はるかけてはれ二段。春かけてなくともいまだ。ゆきはふりつゝ三段。あはれそこよしや。雪はふりつゝ。」【青柳】は同抄律之部に「あをやぎをかたいとによりておけや。鶯の二段。鶯のぬふといふかさはおけや。梅の花かさや。」【大芹】同抄律之部。「大芹はくにのさたもの。こぜりこそ。ゆでゝもむまし。これやこの。せんばんさんたの木の。ゆしのきのばん。むしかめのどう。さいかくのさい。ひやうさい。とさい。りやうめんかすめうけたる。きりとほし。かなはめのばんき。五六かへし。一六のさいや四三のさいや。」年浪草云。各踏歌の夜のうたひもの也。我皇延祚億仙齡。萬春樂。元正殿序年光麗。萬春樂。かくのごとく八句の詩の句毎に。萬春樂と唱ふと云。今按するに。應永十七年二月十八日幕府紀伊國造職に就き萬壽樂を奏するの制を定むるよし萬法寺文書に見えたり。

バムゼウ　番匠。(ダイクを見よ)

ハムセツ　反切。(オムヰムを見よ)

バムタ　番太。(ジシムバムを見よ)。又土地によりて。穢多を番太と云ふ地あり。穢多をして火災などの番をせしめしより斯く呼ぶならん。

ハムダイ　食床。食床は今云ふ飯臺の類。學寮の衆僧並居て飯を喫するの床なり。和名抄に。食床は食を盛る長床とあり。尙ゼム。ダイバムを併せ見よ。

バムタラウ　番太郎。(ジシムバムを見よ)。江戸にて自身番の小使を云ひし名なり。自身番の一隅を借り。荒物。駄菓子。燒芋などを賣り。夜は火の番をなし。町内を廻る。

バムチヤウ　番長。番長とは。當番の長を云ふ事にして。交代して事務に當るものなり。貞丈雜記に云く。番長と云は。義教公御元服記に云ふ。隨身番長一人。番頭八人。下﨟之御隨身五人と云事あり。近衞府の官の下役に將曹。府生。番長。近衞と云役人あり。此中番長近衞を隨身にめし具せらるゝ也。番長とは近衞(近衞の舍人とも云。されとも近衞と計云なり)と云役人左右の近衞府にて六百人などある内。八人弓馬の達者なるをゑらんで番長とせらるゝ。其中一人隨身の長にして召しくせらるゝ也。番長は隨身の頭也。是を上﨟の隨身と云なり。【番頭】とは右に云近衞と云役の内にても。頭だちたる者を番頭と號して。八人隨身に召ぐせらる。是を中﨟の隨身と云なり。公私翰書に云ふ。番頭衆とは別也(是れ番頭とは五ヶ番の衆を云ふ也)。

ハムデム　班田。田制篇云。班田とは班田使を遣はし。口分田。及其の他の賜田を班授するをいふ。孝德天皇の大化二年に。初めて戸籍計帳(戸籍計帳のとは。戸口篇。徭役篇。租税篇等に詳にす。參觀すべし)。班田收授の法を造り。戸口を檢し。田畝を校して。以て公民に口分田を給す。白雉三年に。又班田のことあり(大化二年より第七年に當る。卽六年一班の班田年なり)。次て齊明天皇の四年。天智天皇の甲子歲(紀以二是歲一爲二三年一)。同天皇の三年(紀以二是歲一爲二九年一)。天武天皇の四年(紀以二是歲一爲二五年一)。同十年(紀以二是歲一爲二十一年一)を班田の年とす。史にこのことを擧げざるは定例なればなるべし。次て持統天皇の戊子歲(紀以二是歲一爲二二年一)を班田の年とす。然るにこの年は天武天皇の大喪あり。翌己丑歲(紀以二是歲一爲二三年一)には草壁皇子の喪あり。庚寅歲卽元年(紀以二是歲一爲二四年一)正月に卽位の儀あり。これらの事に因り。造籍班田の期延展して。後年に至りしにやあらむ。この年九月に造籍の詔あり。所謂庚寅年籍なり。三年(紀以二是歲一爲二六年一)九月に班田大夫を四畿内に遣はすこと見えたり。この年より計ふれば。文武天皇二年は班田の年に當れり。然れどもこの時に當りて。律令撰定の擧あり。次て大寶二年に造籍のことあれば(このこと國史に見えずといへども。東大寺正倉院所傳文書中に。大寶二年籍の殘簡數通あり。又陸奧國人歷名斷簡に。大寶二年籍のことを記せり。以てこの年に造籍ありし證とすべし。班田の事も。延て大寶二年に至りしなるべし。」今この班田に關する事實を歷擧せむ。孝德天皇大化元年。詔して諸國人民の戸籍を作り。田畝を校せしむ。二年正月改新の詔を下し。初て戸籍計帳班田收授の法を造る。白雉三年正月より。是月に至つて。班田既と訖る。租税志に云。集解に。是月を二月と爲す。是なり。令に云。十一月一日に至らば。應に受くべきの人を總集し。對して共に給授し。二月三十日の内に訖へしめよと。白雉三年。大寶二年に先たつこと五十年。已に二月以内に。田を班ち訖れり。蓋し農事の便。自ら然らさるを得さるなり。」持統天皇。四年九月。諸國司に詔して。凡そ戸籍を造るは。戸令に依らしむ。六年九月。班田大夫等を四畿内に遣す。【口分田】田令義解云。凡給二口分田一者。男二段女減二三分之一。五年以下不レ給。其他有二寬狹一者。從二

郷土法二（謂受田足三二段一者爲レ寛。不レ足者爲レ狹也。言依二上文一。男女口分既有二定法一。若郷土少レ田者。不レ可三必滿二其數一。故云從二郷土法一。卽雖二寛博而有一レ餘。亦猶依二二段法一。不レ可二過越一也）。易田倍給（謂易田者。其地薄埆。隔レ歲耕種也。倍給者。假令應レ給二二段一者。卽給二四段一之類也）。給訖。具錄二町段及四至一（謂田之四面所レ至表驗也）。同集解云。釋云。給二二段一謂二之寛一。不レ足二二段一謂二之狹一也云云。朱云云々。問得二位田職田等一人。猶皆得二口分田一不。答可レ給者。未レ知親王皆同歟何。先云可レ同者何釋云。依二周禮一。易田地薄。故隔レ歲乃種也云々。古記云。問有レ人易田一年四段作。未レ知輸レ租何。答四段租輸耳。何者見納之租爲レ無レ不レ出故也（今云輸二二段之租一也）。穴云。問易田謂二一年作レ種一年不ヒ分。所二以倍給一。合二二年分一一年令二作種一也。この條の事を租稅志に論して云。男に二段。女に三分の二を給すること。其緣由を原ぬるに。二段の穫稻義解謂ふ所に據れは。定率百束なり。此内四束四把を以て。貢租と爲し。殘稻九十五束六把を以て。其主の有と爲す。此米四石七斗八升を得る。之を三百六十日に配分すれは。一日に米一升三合二勺七撮有奇なり。女は一段百二十歩。貢租を除て穫稻六十三束七把有奇を其有と爲す。一日に米八合八勺五撮有奇に當る。男女共に食料に充て。且以て家を爲し。田を授けさるの兒童を育するに足る。是れ其本つく所なるへし。而して六年に至れは。田を給すへしと雖も。班田の年。未た至らされは。之を授けす云々。また田令義解云。凡田六年一班（謂此據下未レ給二口分一人上也。其先已給訖者。不レ可二更收授一也。若田有二崩埋侵食一。亦依二改班例一也）。神田寺田不レ在二此限一（謂此卽不稅田也。縱有二崩埋侵食一。不レ可二更復加授一也）。若以二身死一應レ退レ田者。每レ至二班年一。卽從二收授一。又云。凡應レ班レ田者。每二班年一。正月三十日內。申二太政官一（謂京國官司各申也）。起二十月一日一。京國官司預校勘造レ簿（謂校二勘田及應レ給人數一造レ簿也）。至二十一月一日一。總二集應レ受之人一。對共給授。二月三十日內使レ訖（謂班田之事。既連二延兩年一。恐以二兩年總一爲二班田年一。依二上文一云レ每二班年一。卽知以二先年一爲二班田年一）。以上は。班田を收授するの事をいふ。田制篇云。凡田は。六年に一たび班採す。若身死して田を還すべくば。班年に至りて卽收公す。班年に至るまでは。同戶內の人これを佃食し。租稻も代りて輸すなり。沒官逃亡死去等に因り。公に還すべき田は。皆其の主（戶內の者なれば戶主。戶主なれば其の戶內の者）をして。自量りて一處として還さしむ。零畸割退することを得ざるなり。六年一班とは。未口分を給せざる人に就ていへるにて。其の既に給授したるは。班年每に更に收授するにはあらず。六年一班なるが故に人生れて六歲に至れば。必す口分を得。死すれば必六年間に收公せらる。班田すべき年を班年といふ。班年に至れば。其の正月三十日內に。左右京職諸國司より太政官に申し。十月一日より其の田地と。給すべき人とを校勘して簿を造り。十一月一日に至りて。田を受くべき人を總集して。これに給授し。翌年二月三十日內に其の事を訖へしむ。班田の事兩年に涉るといへども。前年を稱して班年とするなり。其の翌年。卽田を受けて耕種するを得る年を。初班とす。假令へば班年の翌年に生れたる子あり。次の班年に至りて六歲なり。卽口分を授く。其の翌年を以て其の者の初班とす。卽七歲なり。若七歲にして死せりとも。次の班年。卽十二歲になる年に至るまでは。口分を收公せず。戶內の人これを佃食す。又班年の翌々年に生れたる子は。次の班年に至りて五歲。其翌年は六歲なりといへども。これに口分を授けざるは。班田を受けたる者。其の年に死すといふとも。班年に至るまでは收公せざるを以て。平準すればなるべし。」又。田令義解云。凡授レ田。先二課役一。後二不課役一。先レ無後レ少。先レ貧後レ富（謂此條。具依二八戶一明レ意。假令甲是課戶而無レ田。乙亦課戶而少レ田。丙亦課戶而家貧。丁亦課戶而家富。戊是不課而無レ田。己亦不課而少レ田。庚亦不課而家貧。辛亦不課而家富。則依二甲乙丙丁戊己庚辛一。爲二先後次一耳）。これは。班田授受の順序を立しものにて。田制篇に。田を授くる順序は。課役を先にし不課役を後にす。其の課不課の中に於ては。無きを先にし（無きとは既未口分田を受さる者。卽初めて六歲になれる者をいふ）。少きを後にし（少きとは既に受けたる田地の崩埋侵食せるをいふ）。貧きを先にし富めるを後にす。課役とは戶內に正丁。及中男次丁あるをいふ。不課役とは皇親。八位以上。男年十六以下。竝蔭子（五位以上の子）。耆（六十五以上）。廢疾。癈疾。妻。妾。女。家人。奴。婢をいふ。授田の順序は。人に據ずして戶に據るが故に。不課の人といへども。課戶內に在れは先に授け。田籍に於て其課口と不課口とを分ちて。明に錄するなりといひ。租稅志に。假へは同く是れ課戶にして。甲は田なく。乙は田少し。丙は貧く。丁は富り。同く是れ不課戶にして。戊は田無く。己は田少し。庚は貧く。辛は富めり。此八戶を以て推考するに。甲乙丙丁は課戶なるを以て先に受くへし。戊己庚辛は不課戶なるを以て。後に受くへし。然れとも。甲は田無く。乙は少きのみ。故に甲を先にし。乙を後にす。又丙は貧きを以て先に受け。丁は富めるを以て後に受く。戊己庚辛も亦之に準す。是れ乃ち授受の順序なりといへるを併せ考ふべし。また班田年度の事。今一々史に就てこれを證せず。田制篇に。事實を總說せり。その一班を知るに足れり云々。

班田のこと。大化二年に收授の法を定め。六年一班の例に隨ひて。白雉三年に班給し。大寶二年に至るまで。次を逐ひて班給せしことは。班田櫃輿の條にいへるが如し。次て和銅元年。同七年。養老四年。神龜三年を。造籍班田の年とす。東大寺正倉院に存せる所の。養老五年。神龜三年の籍と。神龜二年に。伊勢。尾張二國の田を。志摩國の百姓に班給し。天平元年に。畿内の班田司を任じ。同二年に大隅。薩摩兩國は。古來班田のことなかりし由を。太宰府より奏言せるとなどを參考するに。或は遲延せるもありて。必しも六年一班の法の如くには。行はれざりしならべし。次て天平四年。同十年。同十六年。天平勝寶二年。同八歲。天平寶字六年。神護景雲二年。寶龜五年。同十一年。延曆五年を班田の年とす。然れども。弘仁十一年の官符に。天平十四年。勝寶七歲。寶龜四年。延曆五年。四度の圖籍を證驗とすべしとあるに據れば。天平十年の班田。延て十四年に至り。この年より計へて。同二十年に班給し。次て天平勝寶六歲班年なるが。延て七歲に至りしなり。勝寶六歲より計へて。天平寶字四年を班年とす。この年校田のことあり。次て天平神護二年を班年とす。翌年神護景雲元年に。班田のことあり。前年より計ふれば。寶龜三年を班年とす。而して其の翌年。四年に至りて圖籍成れり。この四年より計へて。同十年。延曆四年を班年とす。而して又延て五年に至れり。そは圖籍の成れるにて知るべし。次て同十二年(延曆十年五月の紀。及類聚國史卷百五十九に見ゆ)。同十七年(十九年に大隅。薩摩に班給せしことあり)。同二十三年。弘仁元年。同七年(この年夷俘に口分田を授けしとあり)を班年とす。然るに大同元年。同四年に校班のことあるを以て。これを考ふれは。必しも例の如くには行はれざりしなるべし。弘仁五年の勅に。大同以來。諸國の班田零疊多しといへるを以て知るべし。弘仁十一年に。田籍を停めて。田圖を進らしむべき官符を下せるは。同十三年。班田の年に當ればなるべし。十三年より計へて。天長五年を班年とす。この年班田ありしこと。及この後元慶二年に至るまで。五十箇年間班田の行はれざりしことは。元慶二年の勅によりて知るべく。貞觀十五年。太宰府の奏言に。筑前國は。仁壽二年に班給して後。久しく班田せざりし由をいひ。元慶四年。太宰府の奏言に。筑後國は。三十餘年班田せざる由をいひ。同五年の奏言に。肥前國は四十年來。班田せざる由をいへるにても知るべし。又承和十一年に。校田して班せざることあり。仁壽三年。貞觀四年に。校田のことあり。貞觀三年に。畿内に班田せしことあり。同十四年に。備後國に班田せしことあり。以て全國一般の授給行はれざりしことを知るべし。元慶二年より始めて。同五六年に至りて。班田のこと再行はる。四年庚子の歲を班年とせしなるべし(古來子午の歲を以て。造籍班田の年とせるは。庚午年籍を本として。毎六年に行へばなり。或は遲引せるによりて。寅申の歲に行ひしをもあるは。庚寅年籍を以て。據とせしなるべし)。この年より計へて。仁和二年(この年美濃國に班給せしことあり)。寬平四年。昌泰元年。延喜四年を班年とす。延喜二年の官符に。承和元年の格に。畿内は一紀一班とす。而して承和十一年には校して班せず。元慶五年に校班を行ふ。自餘の諸國は。或は五六十年班給せずといへり。承和十一年より計ふれば。齊衡三年。貞觀十年。元慶四年。一紀に當れり。然るを五年に校班せるは。遲延したるなり。寬平四年。延喜四年また一紀なれど。當時の官符に。諸國も同じく一紀一班とし。新制の年を以て。計班の初めとし。近年に班給せるは。班年より計ふべしといへり。各地の班年同じからざるに至りしこと。以て知るべきなり。次て延喜十六年を班年とす。十四年に三善清行意見を上りて。諸國見口の數に隨ひて。口分田を授けむことを請へり。次て承平。天慶の亂あり。造籍班田のこと。こゝに至りて終に廢絕せり。」以上所說。大に其要を得たり。もとより班田の主意たる。强豪兼併の弊なく。過不及なく。貧富を平均せむとするにあり。然れとも王綱紐を解きて以來。百度弛廢し。遂に班田の政も絕えたるなり。猶田制及び口分田を見るべし。

ハムテム　半纏は。工人の着る羽織の類なり。目印を付したる制服と。防寒の爲の褻服と二種あり。甲は印半纏とて商工業者の己れが商標又は文字記號を染め。之を自身又は雇人に給するものにて。乙は多く縞布にして紬又は木綿にて作る。羽織と異なるは紐なき事と襟の返らざる事となり。又ネンネコ半纏又は長半纏などあり。

ハムニム　判任。(チヨクニム及びクワムリの部を見よ)

ハムペム　半平。(カマボコを見よ)

ハム井　版位。(ヘムニを見よ)

ハヤシ　林。(シムリムを見よ)

ハヤシブギヤウ　林奉行。(カムヂヤウブギヤウを見よ)

ハラアテ　腹當。(カッチウを見よ)

ハラオビ　腹帶。(オビを見よ)

ハラカノソウ　腹赤奏。(グワムジッセチエを見よ)

ハラヒ　祓は。神に祈りて罪穢災害を去るなり。單に祓と云へば六月の夏越

祓を云へど。御祓。大祓。夏越祓など種々あれば。各〻其條下を見るべし。祓戸神と云ふは瀨織津姬神。速秋津姬神。速佐須良姬神。氣吹戸主神を云ふ。素神身祓の時に現れし神なれば。後世天照大神の大祭を行ふ時は。先づ此神を祈りて罪穢を除きて後。大神を祭るなり。又祓祠を畧して祓と云ふ。

【大祓】延喜式八卷祝詞式に見えたる大祓詞を。俗には中臣祓といひて。神拜に必らすよむものになり來れるなり。左の如し。

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣。「天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手繦挂伴男靫負伴男劍佩伴男伴男能八十伴男乎始氐官々爾仕奉留人等乃過犯家牟雜々罪乎今年六月晦之大祓爾祓給比淸給事乎諸聞食止宣。

高天原爾神留坐皇親神漏伎神漏美乃命以天八百萬神等乎神集集賜比神議議賜氐我皇御孫之命波豐葦原乃水穗之國乎安國止平久所知食止事依奉岐。」如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志賜神掃爾掃賜比氐語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氐天磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別底天降依左志奉支。」如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定奉氐下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知底皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉底天之御蔭日之御蔭止隱坐底安國止平氣久所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯家牟雜々罪事波天津罪止畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剝逆剝屎戸許々太久乃罪乎天津罪止法別氣弖國津罪止八生膚斷死膚斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪母與子犯罪子與母犯罪畜犯罪昆虫乃災高津神乃災高津鳥乃災畜仆志蠱物爲罪許々太久乃罪出武。」如此出波天津宮事以氐大中臣天津金木乎本打切末打斷氐千座置座爾置足波志氐天津菅曾乎本苅斷末苅切氐八針爾取辟氐天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。」如此久乃良波天津神波天磐門乎推披底天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別底所聞食武國津神波高山之末短山之末爾上坐底高山之伊穗理短山之伊穗理乎搔別底所聞食武。」如此所聞食氐波皇御孫之命乃朝廷乎始底天下四方國爾波罪止云布罪波不在止科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊爾居大船乎舳解放艫解放氐大海原爾押放事之如久彼方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久遺罪波不在止祓給比淸給事乎高山之末短山之末用理佐久那太理爾落多支都速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神大海原爾持出往波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可可呑氐武。」如此久可可呑氐波氣吹戸爾坐須氣吹戸主止云神根國底之國爾氣吹放氐武。」如此久氣吹放氐波根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神持放須良比失氐武。」如此久失氐波天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氐天下四方爾波自今日始氐罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比淸給事乎諸聞食止宣。

四國卜部等大川道爾持退出氐祓却止宣。

【六根淸淨祓】是は兩部神道の行はれし頃廣く用ひし祓詞にて。今は唯〻行者法印などのみ用ふ。

天照坐皇大神乃宣久。人波即天下乃神物奈利。須掌靜謐。心波則神明乃本主他利。莫令傷心神。是故仁目仁諸々乃不淨乎見弖。心仁諸々乃不淨乎不見。耳仁諸乃不淨乎聞天。心仁諸乃不淨乎不聞。鼻仁諸乃不淨乎嗅弖。心仁諸乃不淨乎不嗅。口仁諸乃不淨乎言弖。心仁諸乃不淨乎不言。身仁諸乃不淨乎觸弖。心仁諸乃不淨乎不レ觸。意仁諸乃不淨乎思弖。心仁諸乃不淨乎不想。此時仁淸潔與殘偈阿利。諸々乃法波影止像乃如之。淸久

ハラヒ

浄禊波。假仁毛穢古止無之。説乎取波。不可得。皆花與里曾木實止者生留。我身波則六根清浄奈利。六根清浄奈留我故仁。五臓乃神君安寧奈利。五臓乃神君安寧奈留我故仁。天地乃神止同根奈利。天地乃神止同根奈留我故仁。萬物乃靈止同體奈利。萬物乃靈止同體奈留我故仁。所爲無願而不成就矣。

無上靈寶兩部神道加持。

兩部神道廢せられて後は。祓と云語止みて。一般に祝詞と云へり。又伊勢大神宮の玉串を俗にお祓と云ふ。其の包み紙に一萬度御祓と記しあればなるべし。玉串の事はイセジムグウの條を見るべし。

ハラマキ　腹巻。(カッチウを見よ)

ハリ　針は。古くより有りしが如くなれども。考證の徵すべきもの甚だ稀なり。近古に至り豐臣太閤出生記中に。秀吉十六歳の時父の遺金永樂百疋を携へて清洲に下り。木綿布子を縫ふ大なる針を調へ。路次の便として遠州濱松に赴きたる由を載す。今其製造法の要を記さんに。先づ木綿針絹針等各〻の種類に從つて鐵線を切り。大約千本位宛鐵管に入れて燒き。之を平石の上にて鐵板をもて摩轉したる後。鐵槌をもて一本宛其片端を打平らめ。再び燒きて之に孔を穿ち之を圓めて一束と爲し。其れより砥石にて磨き。硎石末十匁。木炭五十匁を和したるものを塗りて。三度燒きて水に投じ。再び砥石に掛けたる上金剛砂に酢を和し牛皮に包みて磨くなり。其針となるまでの煩勞此の如し。

ハリ　玻瓈。(ガラス參看)

ハリイ　針醫。(アムマを見よ)

ハリウチ　針打。(イウギを見よ)

ハリコ　張子は。紙を張ぬきて。犬若くは虎なとの形を造り。小兒の玩具としたるものなり。和訓栞云。はりこ。禁秘抄に張兒と見ゆ。今のはふこにや。張籠の義もあり。脫砂なりとそ。兒女のもてあそびの犬はりこ。婚禮の具の御とぎの犬なとは。吠る犬代の故事によれりとそ。」又嬉遊笑覽に。はりこ。雍州府志云。木もて人形鳥獸の形。竝に諸品の模範を作り。紙にて張ぬく云々。もろこしには脫砂といふ泥砂にて。そのかたを作る。故に名く云々。文匣。小筥みな張脫とすといへり。西鶴が大鑑(七)。人形屋をいふ處。獅子。笛。張ぬき虎。又はふんどしなしの赤鬼。太鼓もたぬやす神鳴。是みな童部たらしの樣々といへり。今はりこのもてあそび。時代のみゆるものは。男女の大あたま。むかしの模樣を用て作れり。寶暦已上の風俗なり。其外田樂たやく女。裃きたる座頭などの首の動くは。虎の首より出たりとみゆ。こも又今は古きものなり」とありて。今仍は世間に見る所なり。

ハリマ　播磨は。もと針間。或は張祭と稱し。山陽道に屬し。東は攝津に接し。南は海に臨み。西北は備前。美作。因幡。但馬。丹波に界す。明石。加古。印南。美嚢。加東。加西。多可。神東。神西。飾東。飾西。揖東。揖西。赤穗。宍粟。佐用の十六郡あり。書寫山は。増位。廣峯の諸山と共に國の中央より差東に偏して。市川。及揖保川の間にあり。其南は明石。加古。印南の諸郡にして。海を隔てゝ讃岐に對す。淡路島其東に在り。島の北岬は。明石と相對して。海峽をなす。舞子濱。明石浦。尾上。高砂。印南野等の勝地あり。高御座。雄子尾。女子尾の沿海諸山は。眺望みな佳絕なり。美嚢。多可。加東。加西の四郡は。連山の陰にして。峰巒起伏。地勢平坦ならず。東は屏風嶺の山脈。攝津の境を限り。北は五峯。鳴尾。二草等の諸山。重疊して御岳山に連り。丹波の境に至りて殊に嶮峻なり。宍粟。佐用の二郡は。國の西北隅に在り。美作。因幡。但馬に接し。全郡皆山なり。國境は殊に峻絕にして。山陽。山陰兩道を限れる大山脈あり。久下川は丹波より來り。多可。加東二郡の水を併せ。南流して三木川に會す。三木川は攝津の境より發し。美嚢郡の水を併せ。西流して久下川と相會し。高砂浦に注く。市川は但馬の境より南流直下し。分れて兩川となり。姫路の城市を環りて海に入る。姫路は書寫山其西に峙ち。市川其東を流れ。山陽道の要路に當りて。飾磨津に接し。舟楫相通し。海陸共に運輸の便ありて。一都會の地たり。揖保川は宍粟郡の諸水を併せ。南流して西谷川。御方川と合し。龍野の城市を過きて海に入る。千草川は佐用郡を環流し。上津。熊見。久崎の諸川と相會し。南流して赤穗に至り海に入る。赤穗は小都會なり。國の西端に在りて海に臨めり。此より東の海岸は飾磨津に至るまで。港灣相接して。室津特に繁華なり。其他坂越。那波の諸港。皆大阪より西國に赴く舟船碇泊する所にして。其盛なること室津に亞けり。海上には家島。男鹿島。西島等羅列す。此海を播磨灘と云ふ。永祿年中。小寺職隆姫路に城きて居住し。天正八年。豐臣秀吉代て此城に住し。後ち之を豐臣秀長に授く。秀長之を豐臣家定に傳ふ。爾後數氏を歷傳して。寛延二年。酒井忠恭此の城に移住せり。以後數世之に居れり。赤穗城は正保中。淺野長直の城く所なり。長直之を其子長矩に傳ふ。長矩不敬に坐して死し。爾後德川氏の直轄

となりしが。元祿十五年。永井直敬移て此城に住し。寶永三年。森長直來て永井氏に代り之を世襲せり。明治の初。姫路。明石。龍野。赤穗。三日月。三草。山碕。安志。林田。小野の十藩あり。三年。廢藩置縣。尋で十一月二日十縣を廢して姫路縣を置く。尋て飾磨縣と改む。九年八月之を廢して兵庫縣に合併せり。物產は姫路革。明石縮。赤穗鹽。龍野醬油。銅。石炭。紙。烟草。茶。麻布。木綿。鯉。鯖。鮎。章魚。綢等なり。明治二十九年三月。飾東。飾西の二郡を廢して飾磨郡を置き。神東。神西の二郡と多可郡の一村を合して。神崎郡を置き。揖東。揖西の二郡を廢して揖保郡を置く。

ハルゴマ　春駒は。和訓栞に。「正月に馬頭をもてことぶきをいふは。衣の事を祝すといへり。馬と蠶と同氣なる事周禮にも梵書にも見えたり」とあり。また嬉遊笑覽に。「春駒は。故事要言に。年の始に馬を作りて頭に戴き。歌ひ舞もの。これを春駒と名つけて。都鄙ともにあり。是れは禁中にて。正月七日。白馬を御覽の事あり。これを下にうけて。し侍るにや。內田順也か俳諧五節句に。春駒。是も萬歲樂に似て頭に馬の頭をいたゞき舞なり。俳諧水鏡に。春駒(俳)。是まんさいらくにて舞ものなり。鳥追(同)と記したり。然らば是れも萬歲の一種にや。諺に春駒は夢に見るもよしといへり。堀河百首題狂歌。よみ人しらず。「あづまより夜更てのぼる駒迎。夢にみたゝに物はよく候」。東牖子に。祇園神祭の節。山城久世村より馬頭の木偶を持來る。天より降し物にて祭禮第一の神寶といへり。何に用ひし物にか。飾馬の馬面などにや云々。春駒は蠶を祝することゝするは非なり。只その事の似つかはしきは是れのみにあらず。白馬節會の事によれりといへるは。穩かなるべし」と見えたり。

ハワイ　布哇は。太平洋中の小島なり。明治四年七月四日修好條約を結び。東京に於て之を批准交換す。十九年一月移民條約を締結し。廣島。和歌山。千葉。熊本等の諸縣より勞働者を出稼せしむ。砂糖畑耕作の爲なり。二十六年國內亂あり。女王位を貶され。大統領ドール撰任せらる。三十二年七月ドール等米國に請ふて米國に合併し。同三十四年六月米國の一州となる(ベイコク參看)。

ヒ之部

ヒ　火。我上古に火跡ある事につき。日本考古學は曰く。「食物に尋て稽ふ可きは火食の法なり。我遺跡に就て調ふれば皆炭と灰とを現存せり。此外骨角の燒け焦げたるもの。又は土器の火入れに用ゐられたりと思はるゝもの概れ出てざるはなし。聞く所に據れば人類有りてより以還は必ず火跡を留む。故に之を以て人猿相違の特點と爲すとかや。而して人間の起源は遠く第三紀に在り。其の數を以て算すれば二十餘萬年前に相當すること推して知るべし。歲月の悠久なる豈に驚く可きにあらずや。蓋し此頃の人類已に發火の法を知る。又以て火食の事柄行はれし事を推測するに足る可し。勿論今日インスイトの如きは多く生肉を好み。遂に他人種よりして生肉食ひ(即ちエスキモー)の名稱を附せらるゝに至れるもの有り。去れ共絕對的に火食を廢すると云へるに非ずして。他と比較上の談に基くなりとかや。又火食と共に考ふ可きは發火の法なり。是亦人智の開否に從ふて其法同じからず。例せば今日吾人の間に在ては燐寸を用ゆれ共。舊くは燧を鑽りて火を出し。其以前に溯れば燧杵燧臼に因れるなり。今其證を左に揭げんに。古事記上卷大國主神退隱の條に次の如く云へり。「故更且還來問二其大國主神一。云々。僕者於二百不足八十坰手一隱而侍二云々如此之白而於二出雲國之多藝志之小濵一造二天之御舍一而。水戶神之孫櫛八玉神爲二膳夫一。獻二天御饗一之時禱白而。櫛八玉神化レ鵜入二海底一。咋二出底之波邇一作二天八十毗良迦一而。鎌二海布之柄一作二燧臼一以二海蓴之柄一作二燧杵一而。鑽二出火一云。是我所レ燧火者。於二高天原一者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之八拳垂摩氏燒擧。地下者於二底津石根一燒凝而。云々。」右の風は今も伊勢の神宮出雲の大社等に遺風を留めて往時を追懷する資料と爲れり。其所用の方法に就ても或は手揉みあり。轆轤有り。又は紐廻し等の別有れ共。木を摩擦して火を出すに至ては共に一なり。此の外燧を斫る風は記紀の景行帝の條に見ゆ。顧ふに我石器時代人民の發火法は兩者兼ね行はれしならん。當時所用の具と思はるゝ品往々遺跡中より出づ又考ふ可きなり。火打鎌。火打石を用ゐて燧をきる事は古來慣用するところにて(ヒウチブクロ參看)。明治五六年頃より。早附木(マッチ參看)の用廣まりてより。神佛の灯明にも之を用る樣になりて。燧石と鎌とは。神社又は緣起商賣家の外。備ふるの家なし。神に供ふる品は。皆燧火を打掛けて淸めて奉るなり。藝妓の客に呼ばれて家を出る時。藝人舞臺高座に上る時抔。皆燧火打掛くる風習なり。地方によりては。圍爐裡に火を置きて晝夜之を絕さず。何代前よりの火なり抔云て。家の古きを誇る者あり。火は淸潔なるを尙ぶとて。獸肉を煮るを禁ぜる風あり。若獸肉を煮る時は竈を戶外に築きて其處にて煑たり。是は獸は穢多の居る者なりとて

忌みしなり。左れば。穢多は良民の火を借りて煙草を吸ふことを厭はれ。其火を乞ふをあれば。炭火を火箸にて挾み。戸外に投げて與へしなり。維新以後は斯る風習なきも。穢多の方よりは遠慮して。妄りに火を良民に乞はさることなり。【別火】和訓栞云。べつくわ別火也。經行の婦人火を別にするをいふ。」出雲大社に別火と稱する祠官あり。もと財氏にて。物部十市根の大連の後胤にや。鑰を守る職也」とあり。

ヒアブリ 火刑。(シケイを見よ)

ヒイフウ 一二とは。遊戲の名なり。物二つを隻手に持ち。一つを投げて一つを受取り。之を續けて落さゝるを云ふ。今は鞠又はお手玉にてすることなり。此の事古くよりありと見えて。源平盛衰記に。平兼康は鼓の判官と綽名するが。又一イ二ゥを巧みにするに依り。源賴朝の前にて之をして見せたることを載せたり。

ビイル 麥酒の釀造は。明治八年十月東京に櫻田ビール起り。尋て明治九年中北海道札幌に札幌ビールの開業したるを始めとす。當時は麥酒の需用未だ開けず。且つ釀造精ならず。之を用ふるものは專ら輸入のものを喜びしが漸次其用ひろまり。明治二十年九月には日本麥酒會社(惠比須ビール)起り。其に次で麒麟ビール。旭ビール。東京ビール等大小釀造業の會社起り。全く輸入を防ぐのみならず。惠比須の如きは今は海外へ輸出するに至れり。明治三十四年三月法律第十二號にて麥酒稅一石に付七圓を課せられ。同年十月より實施せらる。

ヒウガ 日向。和訓栞云。ひうが日本紀に日向をよめり。和名抄にひむがと見えたり。朝日直刺夕日日照國なる山も。紀に見えたり。凡て神代は。皆日向の國に都したまへり。景行天皇も行宮は高屋宮といふ。」神代紀に。筑紫日向小戸橘之檍(アハギ)原と見えて。日向の名初めて出たり。されと此事蹟筑前にありて。日向ならさる事。松下氏。貝原氏なとの說にくはしく見えて。日向を九國の惣名なといへり。今文意を詳に考れば。日向の小戸は。橘之檍原に對して。日向も橘も所謂枕詞也。日向は日に向ふ所をいふ也。一國の名にあらす。もとよりひむきとよむへし。風神祭祝詞に吾宮者朝日の日向處といひ。萬葉集に。八十一隣之宮爾日向爾と見えたり。垂仁紀にも。將軍は綱田を美稱して。倭日向。武日向といへる事見えたり。此考へ通證に漏しぬるをもて。こゝにしるしぬ。」日本紀推古卷の大御歌に。辟武伽(ヒムカ)とあれば古は字の如く如此唱へしなり。和名抄に比宇加(ヒウカ)とあるは。後に音便に頽れたるものなり。大和の多武峯(タウノミネ)をも。多宇乃峯と云と同じ(古事記傳)といへるが如し。さて此の國は。西海道に屬し。東南は海に臨み。西北は大隅。薩摩。肥後。豐後に界す。臼杵。兒湯。那珂。宮崎。諸縣の五郡あり。東南洋に面へる大國にして。其の廣さ肥後と相均し。西北は重山深嶺相連り。大川數條東流して海に注く。日向灘と稱する者是なり。臼杵郡は國の北境にして。豐後及肥後に接し。東日向灘を隔てゝ。伊豫。土佐に對す。祖母嶽(豐後に跨る)高く峙ちて。小川。梓峠等に連る。西境は即肥後の五家に接して。峯巒重疊たり。是を總稱して高千穗庄と云ふ。五箇瀨川は五家山中より來り。屈曲して延岡の城市を過ぎ。海に入る。耳川は源を西境山間より發して。美々津湊に注ぐ。海岸は行縢山。可愛山相聳え。岬灣出入して豐後の海部郡に連る。細島灣深く陸地に入りて。全國第一の佳港たり。兒湯郡は肥後の玖痲郡の山陽にありて。其幅稍狹し。海濱には蚊口富田の浦あり。西境は御鈴上栗の諸山海岸に峙ち。神門川一瀨川。共に肥後の米良より出て。直流して海に入る。那珂郡は海岸に長く亘れる郡にして。沿岸四十里。全く大洋に面ひ。其間に檍原。鵜戶。窟等の古跡あり。其北部は兒湯郡に接して。田野遠く闢け川流多し。其中赤江川最大なり。三納川。石崎川は共に法華嶽(赤江川法華嶽は共に下に詳なり)より出てゝ佐土原の城市を夾む。其東北に赴き。一瀨川に入る者は三納川にして。直流して海に入る者は。即石崎川なり。宮浦は東南洋の境界をなして。海面に突出したる岬角なり。岬より以南は地勢自異にして。岬灣出入し。島嶼其前に羅列し。小松山。鈴峯の兩山其西を遮る。兩山の間より出てゝ。飫肥の城市を過ぎ。油津湊に注ぐ者を酒谷川と云ふ。又都井岬は南に斗出し。大隅の火崎と相對して。一の海灣をなせるなり。諸縣郡は山間の大郡にして。大隅。薩摩。肥後に接す。全郡山嶽重疊し。郡中に東西の霧島山ありて。連山の上に特絕し。頂上常に硫烟を噴く。其の山嶺西に亘り肥後の境なる深山に連り。阿蘇。英彦の諸高山と一帶の山脈をなす。是九州の脊骨なり。山中溫泉池沼多し。北に法華嶽あり。東に去川山あり。去川の山脈は東に亘り。牛嶺となり。小松山に連る。猿瀨川は霧島山より出づ。郡中の衆流。皆これに會す。故に水勢頗大なり。是を赤江川の上流とす。都城は山間の小都會なり。宮崎郡は諸縣。那珂兩郡の間に夾まれる小郡にして。赤江川郡の中央を貫けり。郡中に宮崎の街市あり。神武天皇を奉祀す。飫肥城は。天正十六年。伊東祐丘之に移住し。世々相傳へて。皇政維新に至る。延岡城は高橋右近の城く所にして。慶長十九年。有馬直純移て之に住し。其子康純。其孫淸純。三世相傳て。享保三年。內藤政樹移て。此の城に住し。世襲し以て明治新政となれり。高鍋城は天正十五年。秋月種長の居住せしより。子孫相襲傳せ

り而て此國の大半は島津氏の領する處なり。以上飫肥。延岡。佐土原。高鍋の四藩の外。明治の始に富高縣を置く。明治四年廢藩置縣の後同十一月飫肥縣を廢して都城縣を置き。延岡。佐土原。高鍋の三縣を廢して美々津縣を置く。六年此の二縣を廢して宮崎縣を置かれ。全國を統轄せしか。尋て九年宮崎縣を廢し。鹿兒島縣の治に歸せしか。又た宮崎縣を置けり。物產は銅。鉛。砥石。硫黃。木材。樟腦。漆。蠟。紙。煙草。砂糖。茶。生絲及山獸。海魚等なり。

ヒウチカマ　火打鎌。和訓栞云。ひうち。日本紀。和名抄に。燧をよめり。火を擊出すの具なり。靈異記に。燧をひきりびと訓す(中略)。火打金は火鎌。又火刀と見えたり。」蒹葭堂雜錄に。今世火燧の木の面に本家明珍と記せるとは。一說に享保九年辰三月二十一日。大阪堀江橋通二丁目金屋喜兵衞借屋妙智といへる老尼の宅より火出て。大火に及しより。妙智火は能出ると云る譬よりして。文字を書更。明珍とせしよし言傳ふれども。是は正しく無稽の者の妄說にして左にはあらず。明珍は鍛冶職の名字なり。」又何れの時よりか。上州吉非より盛に火打鎌を造り出し。其銘には必す女作とあるに因て。吉非製なるを知るへし。世間にて用る者は此種を多しとす。因に【ほくち】のことを擧んに。和訓栞云。ほくそ。新撰字鏡に。𦵔をよめり。火糞の義。新千載集に。沉のほくそ」と見えたり。今ほくちといふ。火口なり。火杇にはあらし。火引をいふ。ばんやいちびよし」といへり。苧の殼を焚きし炭にて用る家もあり。蒲の花を干して焰硝を加へたるもあり。火の付きたる火口を消すには。其上に盖を押付けて消すなり。狹き家を俗に火打箱ほどの家といふ諺あり。近世歐米より。摺附木の舶來ありしより。本邦にても之に倣ひ。盛に摺附木を製造し。世間大概之を用ふるより。火打鎌。ほくちの用大に減ぜり。

ヒウチブクロ　火打袋は。刀劍の栗形に結び下ぐる袋なり。中に火打具を入れ旅行の便とす。其形ち種々あれとも多くは巾著の如し。此物古く用ひしと見えて。軍器考に。小刀。髮搔などの事を記して。又次に火打袋つくる事は。昔日本武尊東夷を平げ給ひし始。御姨倭姬命天叢雲劍まゐらせられしに。其劍に錦の袋をぞつけられける。尊相模國に至り給ふほどに。其國の夷等。野に火放ちて。燒うしないまゐらせんと謀りしにおよびて。叢雲劍自ら拔出て。もえたる草を薙はらふ。尊彼の錦の袋をひらき見給ふに。其中に燧をいれおかれたりければ。やかて石の稜をとりて。火を打ち出し給ひて。こなたよりもまた火を放ち給ひしかば。風忽ちに起りて。猛火夷の方に吹おほひて。ことごとくにやけほろびぬ。これよりして劍をば。草薙劍と名づけられ。其野を燒つめの野とはいひけろ(古事記には。燒遣に作り。日本書紀には。燒津に作れり)。此の燧と巾すは。日神のみつから御像をうつさせ給ひけろに。初鑄損せられし鏡は。紀伊國日前宮におはします。第二度のたびに鑄出されし鏡を取あけて見そなはし給ふ時。取はづして打ち落させ給ひて。三つにわかれたりけるを。火打となされて。錦の袋にいれて。彼劍につけられしにそありけろ。今の世まて人の腰刀に。錦の赤皮をさげて。燧袋といふ事は此故也けりと。源平盛衰記には見えたり。寬正の比の記に。足利殿の御腰物にも。此燧つけられし事見えけり(親元日記)。其比も四十より後の人はつくべし。それも。はれの時にはつくべからず。宿老。入道などの人は。くろしからすといひたる人もありき(大雙紙に)。織田殿

(第一圖)

の比までも。猶此物の事見えけれと(安土日記)。今はかゝる物つくる事は見えず(近代に及びて巾著などいふ物帶につくる事。火打袋の遺俗なるにや)とあり。此こと貝原好古の和事始にも見ゆ。伊勢貞丈の軍用記に。火打袋のこと。是も太刀に付けるなり。織物を丸く經六七寸にして。つがりをして緒を通すなり。火打がま。火打石。火口を入る也。又た藥等をも入べし。口の緒をしめて。太刀の一の足の根にゆひ付べし(中略)。常には火打袋を腰刀(さや卷の事也)に付る也。殿中又は式正の時は。刀に火打袋を付ける事なしと舊記に見えたり。武雜記に曰。御前又ははれの時。火打袋をさげ候事。若き人はあるまじく候。四十以上は御案內申上に不及提可申候。但病者などは藥を入候間。若き人も御案內申上候て。さげ候はん歟(貞丈曰。御前とは公方樣の御前へ出る時也。晴の時とは行儀をたゝす時也。火打袋は。火うちがま。火打石。ほくちなどを入るふくろ也。此ふくろは太刀に付る物也。これは軍陣又は旅行。夜道等の用心のため也。然る間。御前又ははれなる時には。入用になき物なるゆゑ。さけ候事は有ましき也。火打袋の拵やうは。織物等を丸く切て。さし渡し六七寸計にして。うらを付。ぬひてへりに絲にてかゝりを付。緒を通してひきしむる也。今のきんちやくといふものは。此火打袋を習ひたる物なり。老人病身なる人などは。火うち袋に藥をも入れて持なり。御案內申し上るとは。病身なる故さけ申たき由申上る也)。又秋齋閑語に。古き軍書に。火打袋付たる太刀と云事あり。黑き錦を三角に縫て。中に砥の粉を包たる袋を入れ。少し計あける所を。小はぜにてとめ。其あける所の口計白地の錦にて拵たり。紙子の火打袋の如く。急なる時に不ゝ紛爲也。人を切りて血を拭ひ。砥の粉にてぬまりを取爲に。太刀にくゝり付置く也。往昔は。左右衞門兵衞は禁中警衞の官なる故。禁中にても人を切り。守護の爲なれは御免の印に賜りて。太刀に付し也。軍中へは御免に及ばず。八幡太郎殿奥州へ下られ。其弟義光禁中へ御暇乞なしに下る時。太刀に付たる火打袋を陣の座に解置て下りしとあるも。御免の火打袋なるべし。」また閑窓隨筆に云。燧袋は三角にぬふものなり。三角は火の形也。むかしより。火うちは旅行にはかならず持し物なり。陽氣をとむるものなり。神事には火を改るによりてなくてはならす。穢れたる火なりとも。燧を用ひて火をうち掛て。清淨にする事もあり。陣中などにては。專用の物なり。又むかし旅立の人に。火うちをはなむけにしたる事。古書にも見えたり。又紙服に火うちといふものを付ける。火打袋のかたちは三角にするゆゑの名なり」とあり。三省錄に故人の火打袋を用ひし事をあげて云ふ。青砥左衞門藤綱か滑川にて十錢を落し。百錢を出し松明を求めて搜したるに。燧袋より錢を取出したること。太平記に見えたり。青砥左衞門といへるもの。よほど俸祿をも取れる人物なるべし。みづから錢を燧袋より出せしは。質朴のおもむき見るべしとおもひし處。四方硯見れば。燧袋は日本武尊佩給ひし事。國史に見ゆ。吉備公の佩給ふ製もあり。また近くは信長の佩給ふ製もあり。加藤清正朝鮮の役に。燧袋より印章を取出し。王子請取の證に押たることあり。古は火うちばかり入たるものにあらす。今の巾著は其遺製也。俗にはやみちと云ふ。これ織田氏のおびたまひし處の。火うち袋なりと云ふ。何れ古代の有樣思やるべし。」なほ同書に上古の火打袋は大名といへども。布或はなめし革にて。緒〆にはむくろじを付たり。今の巾著は七寶をかざれりと。近代

（第二圖）

（第三圖）

（第四圖）

（第五圖）

ヒウチ

（第六圖）

（第七圖）

世事談を引きて記せり。去れば火打袋は德川氏に及び既に廢れて。巾著に換へたるなるへし。古代火打袋の圖一二を揭ぐ。第一圖は大阪商家所藏義昭公藤丸短刀の圖。第二圖は或家所藏燧袋之圖。世に賴朝形と云ふ。第三圖は日下部景衡後三年の圖に倣て製したる燧袋の圖。裏白練又は白絹。第四圖は雨覆。第五圖は眞野是翁所傳古製燧袋の圖。第六圖は後三年合戰繪卷物の內。燧袋附たる圖畵。飛驒守惟久。第七圖は十界圖卷物の內。燧袋附たる圖畵。巨勢金岡（以上映水軒著燧袋圖考抄出）。

ヒエイザム　**比叡山**は。山城。近江に跨りて聳えたる大山なり。古へ五嶽の一と稱す。桓武天皇の平安に帝都を奠めたまふや。王城鎭護の名を以て。其の艮位に當れるこの山に根本中堂（延曆寺これなり）の創建あり。爾後天台宗の本山として一山の旺盛を極むると年久しく。或は意に滿たざるとあれば。山徒大擧して日吉の神輿を擁し。華洛に亂入して嗷訴せしとあり。時の法皇をして。朕が意のまゝならざるものは。加茂川の水と。雙六の賽と。山法師となりと嘆ぜしめ。又南北朝の時には。座主宮の命を奉じて。南軍の爲に盡せしことなど。時の戰記にも見えて。人の知る所なり。京華要誌附錄（明治二十八年版）に云く。比叡山は。日枝又は比江といひしが。傳教大師延曆寺を創立してより。朝廷の叡信淺からざるを以て。比叡と改めたりと。最高の處を四明嶽といひ。東嶺を東塔といひ。南嶺を無動寺といひ。西嶺を西塔といひ。北嶺を橫川といふ。西塔は山城に屬せり。四明嶽は直立一千九百尺。峯上樹木少なく。茅。篠叢生す。看來れば京都市街は直下にありて。十萬の人家風煙の中に隱見し。琵琶の湖水は眸裡に落ちて。近江全國は指顧の間に存す。遠くは大和。河內。攝津より。伊勢。美濃に及び。若狹。越前の山々をも遙かに望むべし。蓋し稀世の絕觀なり。往昔平將門が。藤原純友と皇城を俯瞰し。非望を覬覦したるは實に此處たり。叡山に上下する數箇の坂路あり。車坂。西坂。不動坂。橫川本坂。奈良坂是れなり。車坂は。坂本村より中堂に登る坂路なり。早尾社の邊を坂口とす。夫れより三町を經て。石階を登ると一町餘。赤坂といふ。其上を栗坂といふ。又其上を船橋坂といふ。赤坂の上に橃木橋あり。方四間。登山者の休憩所なり。栗坂の上に花摘社あり。傳教大師の母を祭る。又其上に要の館あり。湖上の風景を眺望すべし。又其上に花掛館といふ所あり。西坂は雲母坂といふ。山城より登るの坂路なり。麓より西谷まで三十六町。夫より四明頂上まで一町十二間あり。坂の下に不動堂あり。雲母寺といふ。其南に音羽瀧あり。此邊を音羽谷といふ。不動坂は。無動寺より下る坂なり。下にて二つに分れ。一は穴生の盛安寺前に出で。一は坂本に出づ。橫川本坂は。日吉二宮の後より。阿彌陀峯の東を北に廻り。惠心院の前に出づる坂なり。坂の中途に和勞堂あり。是れ庶人の休憩所なり。奈良坂は。坂本西教寺の前より橫川に登る坂路なり。【延曆寺】又同書に云く。桓武帝延曆四年七月。僧最澄比叡山に登り。草舍を縛し。法華。金光明等の諸大乘を讀み。乃ち大願を發す。同七年最澄山頂に一宇を創立し。比江山寺と號し。後ち一乘止觀院と改む。弘仁十四年二月。比叡山根本中堂を延曆寺と號せり。○根本中堂延曆七年僧最澄の創立にして。所謂一乘止觀院是れなり。今の建物は寬文七年の建築なり。中堂の常燈は。僧最澄手づから燧を鑽り點する所にて。三燈ありしが。天祿三年僧慈惠三燈を合し一燈とす。寬永年中德川氏東叡山を創するや。此燈を移せりと。中堂の前に竹臺あり。北を筠篠といひ。南を聚篠といふ。僧最澄支那天台山の竹を持ち歸り。之を栽うるものなり。○大政所　中堂の北にあり。**大黑堂**は中堂の東南にあり。三面大黑天にて傳教大師の自作

なり。定心院は大黒堂の東南にあり。仁明帝の勅願所なり。○大講堂　中堂の西南にて。小高き所に在り。此堂は大衆集會の所にて。一山事ある時は。此庭の培塿に集るなりと。其須彌壇は長さ七間あり。御影石の構造にて精巧を極む。專門家の說に依れば。希臘の建築法に依りしものなりといふ。○戒壇堂　大講堂より二十間を隔てゝ。五六間の高處にあり。○法華堂　大講堂の後に在り。法華三昧院と號す。○本願堂　中堂の北にあり。傳教大師始て比叡山に登り。草庵を結び。大願を發せし地なり。其北方に閼伽井あり。○辨慶水　東塔。西谷。行光坊の下にあり。山崖より出づる泉を石船に湛へたるものなり。之を千年井といふ。武藏坊辨慶。千日の間千年堂に參し。每日此水を汲む。故に名づくと。此水を飲めば人心强猛ならしむと言傳ふ。○山王院　東塔。西谷に在り。山王院千年堂と稱す。○淨土院　傳教大師の遺骸を納むる所なり。○別當大師堂　僧光定の廟なり。光定自ら此室を作り。四方に口を開かず。此中に入定すといふ。○妙見堂　東塔。北谷に在り。往古の八部院の遺趾なり。○前唐院　東塔。大講堂の後に在り。慈覺大師の廟なり。○東塔　文珠樓といふ。中堂の東三十四五間にあり。慈覺大師の本願文珠菩薩を安置す。每年四月八日信者の參詣多し。○大學林　東塔。東谷にあり。天台宗の宗學校なり。明治二十六年に竣功せり。○無動寺　貞觀年中僧相應の創立なり。相應等身の不動像を刻して安置し。無動寺と號すと。○横川中堂　古の如法堂にて首楞嚴院と稱す。根本中堂より五十町なり。天長年中慈覺大師病あり。北礀に庵を結び。屏居すること三年。病癒ゆ。因て一庵を結び。如法堂といひしと。又四季講堂は。中堂の北東に在り。赤山社は中堂の前にあり。○慈慧大師堂　中堂の北二町餘。元三大師の繪像あり。○香芳谷　慈惠大師廟の近邊を云。日蓮上人の舊跡あり。○惠心僧都廟　横川土佐崖にあり。乃ち鐘堂の南一町を隔つ。○安樂院　飯室谷にあり。僧叡桓之に住し。惠心僧都も之に居る。寺前の菩提樹は。宋の僧智禮の贈る所にて。惠心僧都之を植う。元龜の兵火に罹り。一旦枯れたるも。十九年を經て枝葉再び生ぜしものなりと。○不動堂　寶滿寺と稱す。安樂院の西南に在り。其右に鐘樓あり。また其東南に慈忍和尙の廟あり。○椿堂　西塔の入口に在り。聖德太子此山に登り。靈地を求むる時。椿の杖を伽藍の傍に建つ。其杖に枝葉を生ぜり。其所に堂を建て椿堂と名く。又經塚は。椿堂の西南山上に在り。其南に鎌床石。大龜石あり。○法華堂　常行堂の東にあり。本尊は普賢菩薩。○常行堂　始めは般舟三昧堂と號す。又常行三昧堂といふ。惠亮堂は常行堂の下にあり。其東に食堂あり。又小禪師あり。○慈慧大師堂・小禪師の西に在り。○釋迦堂　常行堂より坂を下ること半町。法華延命寶幢院と號す。西塔の本堂なり。又轉法輪と名く。此邊を香爐岡と云。○相輪樘　釋迦堂の北西に在り。寶幢一臺高四丈五尺。俗に鬼門柱といふ。○辨慶屋敷跡　西塔本堂より北谷に出づる路傍に在り。武藏坊辨慶の住せし址なりといふ。抑々延暦寺が平安京と深き由緒を有するはいふ迄もなく。歷朝の叡信亦淺からず。八百年間我邦宗教の中心點として。如何に廣大の勢力ありたるかは。歷史の明示する所たり。惜むべし。元龜の兵火。滿山數千の堂塔伽藍は。日吉二十一社と共に悉く灰燼に歸し。三千の大衆みな織田信長の爲に殺戮せらる。山中是より寂然たり。其他門末の郡邑に在るもの。兵を分けて所在之を燔く。天台宗の古刹舊觀。是に至りて蕩盡し。叡山三千坊の名は。空しく口碑に存するのみ。云々。」なほ山州名跡志。雍州府志。山城名勝志。都名所圖會等に就て看るべし。

ヒエノ　ヤシロ　日吉社。近江國日枝山に鎭り坐す。祭神は大山咋神なり。雍州府志云。每年四月中申日。日吉祭禮日。八瀨村人强健者各聚二地主神天神宮一。拜二當社一。爾後超レ山行二東坂本一。舁二三御殿神輿一。」四月祭禮の次第は。中の申の日。江州東坂本の山王祭り。午の刻過て。田樂法師。獅子舞。比叡辻の人竝に衆徒前駈して。神輿を迎へ。七社の神輿山を下る時。前後を爭ひ競ひすゝみて。舟にのせしむ。山門の僧徒棧敷を構へ。翠簾をたれてこれをみる。これを横棧敷といふ。田樂法師等この前に於て藝をなす。この日京の山王町より供物を日吉の社に獻ず。前日天台の當座主の御室に至て是を加持し。翌日東坂本に至りて供す。又江州膳所の地人御供を獻ず。祭の日纜船二艘湖上に浮め。音樂を奏じて件の供物を獻備す。是を御供船といふ。その船に乘るもの多くは猿皮を着て猿の假面を被る。猿は元來日吉の使命なり。その中六社の神輿へは假りに供するまねして後湖水に撤つ。大宮一社の神供は。神輿の前に置。その後神輿船を陸地に寄せ。神馬相迎へ得て。輿中の神騎たまふを本社に入るゝと云。七社の空輿は。坂本の地人これを舁て神輿屋へ入る。この日山門に屬する所の供人甚た猛威をふるひ。神幸を警固す。祭りの前後。いまだ八王子の神輿を祭らず。急に山坂を下りて七社の神輿各本社七ヶ所の拜殿に居う。抑山王祭は七ヶ年詣てずしては。盡く見盡しがたしといへり。古老傳へていふ。凡二月中の申の日。八王子三宮の兩神輿を八王子の山上拜殿に舁すゑおき。四月未の日に至て。件の二社を神輿に遷し奉るを。午の神事といふ。八王子拜殿は。元來山崕に造り出して。階下遙に低し。神輿半は拜殿にあり。半は拜殿の欄檻を越て外に出し。

御輿の先の方の棒に柱をたて。合圖を待て柱を抜とれば。神輿さかしまに落つ。その下に神輿舁數十人並居て。中にて請取。直ちに山坂を下す。誠に生死をこの一時に究む。これ八瀨の土人預り役する所なり。これを神輿落といふ。下し終りて兩社を二の宮の拜殿に安置す。二の宮の神輿を拜殿に遷し奉るとは。近年未の日の晩となる。十禪師の神輿も又同じ。未の日二の宮十禪師四社の神輿を大政所にうつし奉る。同時警固の式あり。大宮聖眞子客人の宮は大宮の拜殿にうつし奉る云々。公人各白素絹紫の刺ぬき。五條袈裟を以頭をつゝみ。太刀を佩。その餘數十輩甲冑を着し。鎗長刀を持てその所を警固し。神前に武器を立つられて。終夜警固の勢ひをなして各下山す。此日京祇園の社より御供を捧け來りて。酉の剋獻備す。これを未の御供といふ。暮に及て宵宮落しといふとあり。大政所四社の神輿を石垣の際へ出し。石壇の下より柱にて神輿の先の方の棒端を持せ置て。これも又合圖を持て。四社一同に落さんと設おく也。神事の役人その所々に來集りて。時刻に至れば。獅子舞を大政所に奉り。二の社三の宮と。次第に舞て退く。次に田樂法師。裝束に菅笠を被り。藝を施し神輿を拜す。この時公人頭取。狂言さしおきてしめのう仕れといふ。田樂笠をぬぎ。立烏帽子を着て。うたひ舞ふ。この舞の扇を擧るを合圖に神輿を落す。四社の神輿舁中にてうけとり。先をあらそひて走る。收納所の前鼠の宮にて前後ともに相揃ひ。是より次第の如く神輿を並へ。大宮の拜殿へ遷幸。七社合せ奉る也。當中の日山門の大衆棧敷入の儀あり。公人甲冑にて衆徒を警固す。棧敷の前において獅子舞田樂あり。是は宵宮に勅使御參向。當日まで御滯留。勅使への饗應の遺意也といふ。人皇七十一代後三條院延久四年四月二十三日。始て祭の官幣を立らるゝのよし。二十二社注式に出。或は六十四代圓融院貞元二年四月二十六日。始て上卿辨外記史諸司を遣はさるゝともいへり。凡神馬の催し一二番の鐘に應じて參詣の輩。石の鳥居へ來り集る。三塔の公人人數をあらため。未の刻ばかりに四の宮より榊を渡す。磯成束帶。濵成女官唐裝束にて。各馬上七度半の使至て榊を渡す也。社家春日祭といふとあり。社家の拍掌を待て大宮前の廐を動かすを合圖として。神輿各先をあらそひて舁出す。前後の勝負石の鳥居までにあり。神輿は飛が如く八つ柳にいたる。こゝにおいて神輿を船に乘せ奉るも。又先後をあらそふ。この神輿船は湖邊七浦より毎年これを出す。是れより辛崎の社にて神供の儀あり。七社神輿の駕輿丁。例年潔齋精進してこれを勤む。今日の勝負の手柄を褒美して祿を賜ふとあり。各〻勝手よりこれを出す。日次紀事に七社唐崎より神馬にて陸地還幸といふ誤れり。日吉鎭座記祭儀に云。卯月の祭禮は琴の御館大榁木を以て。神幸の祝詞を奏し。唐崎にて先盟の如く恒世か裔衆の御供料を奉る也。神輿を出し祭ることは。桓武天皇延暦十年と云々。又御舟祭始ることは。延元年中洪水以後の例也云々。七社の神輿へ御供を獻るも。各七膳獻供の式畢て。神輿舁たる輩は唐崎へ上り。陸地を本社へ歸る。西は高野。矢脊。修學寺。佛格寺。田中山中の人。東は大津。志賀。河野。坂本。苗鹿。雄琴。仰木。乳母眞野等の土人也。神輿舟は若宮の濵へ着岸。是より上ヶ濵といふ所の土人神輿を舁き。炬火挑燈にて本社へ還御あり。翌酉の日廊の神事といふ者大阪より來り。神樂を奏し終りて後神輿を納るなり(俳諧歲時記)といへり。

さて日枝神社は。東京にも鎭座ありて。江戸砂子云。山王神社。永田馬場にあり。神領六百石。別當。觀理院僧正。神主。樹下釆女正。祭神江州日吉同神なり。神社啓蒙曰。所レ祭神七座。大宮大已貴命。二宮國常立尊。神皇產靈尊。聖眞子。正哉吾勝尊。八王子。國狹槌尊。客人伊弉册尊。十禪師。瓊々杵尊。三宮惶根尊。右本宮七社也。所屬十四座。加上七座稱二十一社。延喜式十日。近江國。滋賀郡。日吉神社(名神七)。同三名神祭部云。日吉神社一座(注云)。比叡神。同傳記云。【山王權現】者。磯城島金刺宮(欽明)。即位元年自レ天降二于大和國。磯城上郡一。而現二大三輪神一(下畧)。其外かれこれの書にくはしければ。略。當社は。入間郡。川越仙波といふ所にあり。上古仙臺仙人の住し古跡なりしを。慈覺大師草創あり。星野山無量寺と號し。天台の靈地として。山王を勸請ある。其後尊海僧正中興し。三十餘院甍をならへたり。今寺領七百石。人皇百三代後花園院長祿三年。太田道灌江城築の後。文明年中。仙波村星野山の山王を勸請あり。江城の產土神とす。その地今の紅葉山なりと云。溜延德年中。城西の貝塚にうつさろ。此地半藏御門の外なり。明暦の後。承應三年。溜池の上にうつされし。これ今の社地也。此地そのさきは。松平主殿頭殿やしき也。今此所を星野山ともいふとそ。江都第一の大社。神殿巍々として。石の鳥井。五十三段の石階。松栢枝をつられ。神光高し。今も御城中。御產土神にして御建立の地なり。社僧十坊。圓成院。成就院。寶藏院。長命院。福聚院。智光院。寶泉院。無量院。智乘院。常明院。社家。小川織部。千勝主水。千勝隼人。金丸靱負。宮西賴母。浦鬼大學。巫女。左近。大内藏。伊賀。織江。一の鳥井は。丹羽左京大夫殿やしきの側にあり。此書院より見れば。山王の神社。麓の湖水にうつり。赤坂。今井の木立。眼下にありて美景なり。寛文十二年五月下旬。弘文院春齋を招給ふに。夏日應丹羽拾遺之招賦庭前即景。

ヒエノ

弘文學士。賓筵禮畢到斜陽。日吉新宮隔水望。二本松堅千里綠。森々夏木一庭牆。當社祭禮。六月十五日。隔年なり。江都第一の大祭也。一書曰。名所和歌集に。狹山池(武藏)六帖「むさしなるさやまの池のみくりなは。ひけはたえすや我そたえすも」とあるは。正しく俗に溜池と呼ふもの。狹山の池也と老雅中傳ふ。同名狹山(武藏)顯季。千載集「さつき闇狹山の峰にとほす火は。雲の絶間の星かとそ見ろ」。これまた傳へいふ。溜池の上。山王權現の社山。まさしく狹山なりと云々。しかるに。民間に江戸の地理を記したるもの。悉山王權現の山を以て星野山と古名を申といふ。星野山といふは。たしかに記せるものをも見ず。狹山も亦此地に必せりともいひがたし。只此社地なっ星の山といふと。もしくは右の説よりいひならはしたるや。顯季の歌「雲のたえまの星かとそ見ろ」とあるより。星の山と後にいひたるかしらす。又前文にのする。當社もと河越にありて。星野山無量寺と號し。天台の靈地なるよし。しからは。星野山は河越よりの事なれは。狹山の説にもとりかたし。又武州熊谷宿より石原宿の右の方を。秩父へ行みち。奈良兵衞尉。玉井十郎の舊跡なり。此右の方小山の下に。沙山の池あり。田夫は瓶尻の兀山といふ。靈驗の觀世音あり。力士門の額に。沙山の二字あり。別當。眞言新義龍泉寺といふ。此邊にて問に。池二所あり。一所は沙山のほとりにありて。眞菰生茂れり。一所は瀨山村。瓶尻村の田の中に深き池あり。田夫の説には。龍宮までぬけたる底なし池といふ。別府玉井村つゝきにて。川向は本田畠山の林。沙山より眺望なり。宗祇方角抄に。秩父根山。荒川沙山なとゝいふ名所ありと記せしは。右の所とみゆ。かれこれを考ふるに。溜池を狹山の池といふは。覺束なき説なり。」又江戸名所圖會云。日吉山王神社。永田馬場にあり。江戸第一の大社にして。別當は天台宗僧正にして。觀理院と號す。神主は樹下氏なり。其餘社僧。及び社家巫女等。數多あり。御祭禮は。隔年六月十五日なり。本社。祭神。大宮(比叡の二宮小比叡大明神を勸請す。垂跡は國常立尊にして天地開闢第一の神なり。藥師如來を本地佛とす)。二宮(氣比宮を勸請す。垂跡は。仲哀天皇にして。應神天皇の御父なり。聖觀世音菩薩を。本地佛とす)。三宮(客人宮を勸請す。垂跡は伊弉冊尊にして。白山妙理權現なり。十一面觀世音菩薩を本地佛とす。江戸名所記に。第三には。下の七社の中。王子宮。本地は文珠大士なりとあり)。古鰐口(昔は本社に掛たりとなり。今は右の方。稻荷祠に掛てあり。徑一尺餘あり。其銘左の如し。敬白奉納山王權現御寶前鰐口大檀那直景願主南仙房。武州豐島郡江戸館天正十四年丙戌十月二十五日大田大和大工(長瀨椎名。按に。昔は山王宮。江城の中にありし頃。奉納せし鰐口なりしを。後稻荷の祠にかけしなるへし。古きを存せんか爲に。こゝにこれを擧るのみ)。當社は淳和天皇の天長七年庚戌。慈覺大師勅によりて。武藏國入間郡仙波にある所の。星野山無量寺を再興ありて。圓頓の教法を弘め給ひし頃。佛法王法護持の爲め。且つは和光の利益を。普く萬民に蒙らしめむと欲して。我立杣の日吉山王二十二社上中下の内より。一社宛を撰ひて。三所の靈神を。彼地に勸請し給ひ。かくて星霜を經たり。終に文明年中。太田道灌。此山王三所の御神を星野山より江戸に遷し奉つる(其の頃の社地は。今の梅林坂のあたりにして。菅祠とならひてありしよし。大道寺友山翁の説なり。或人云く。太田家譜に。文明十年六月五日。於二江戸城内一。建二山王權現堂荒神祠菅丞相祠一云々。菅祠は。今の平川天神の事なり。御國初の頃迄は。兩社ともに御城内にありしを。菅祠は平川口御門の外へ遷され。山王は御城の鎭守として。紅葉山に遷座ましくけるなり)。天正よりこのかた。江戸を以て。永く御當家。御居城の地に定させられし頃。紅葉山において。新に社を御造營ありて。御產神にあがめ給ふ。其後御城西。貝塚の地へ遷され(其年曆詳ならず。江戸名所記に。後土御門院。延德年中。仰の旨ありて。道灌結緣の爲。三所の御社を城西にうつし玉ひ。再興修造ありと云々。此の説未た考へず。寛永。明曆等の江戸圖によりて考ふれは。其社の舊地は。井伊掃部侯の北。今の三宅備後侯の第宅の地なり。菊岡沾凉云。山王宮の舊地は。三宅備後守殿宅の裏の阪に祠あり。此所元山王の舊地なりとあるは。實にしかり。又事跡合考に云く。井伊掃部頭殿の居館の南後凡未申の方の小阪の際。巾二間ばかり。長十間あまり。松杉の少しき繁りたる阪の内に。稻荷の小祠ある除地。是山王一度。半藏御門外にうつされし古跡の由緒と云々)。又た承應三年甲午回祿の後。溜池の築山。勝地たるにより。竟に台命あつて。今の地へ還座なし奉り。宮社御造營ありしより。江府第一の宮居となれり(名勝志に云く。明曆丁酉の歲。回祿によつて。承應三年當社を貝塚より今の地へ遷し奉るとあれとも。承應は明曆より先の年號なれは。此説證とするにたらす。或人云。萬治元年今の地にうつると云々)。金殿玉樓は。天に輝き。畫棟朱簾は。地に映せり(名勝志に。此地は元松平主殿殿。第宅の地なりしとあり)。しかありしより已降。和光同塵の利益淺からす。内には圓宗の教法を守り。外には鎭國利民の德を施し玉ふ。殊更御當家の御產土神として。御崇敬最厚く。天下泰平國家安鎭の御祈禱永世に怠る事なし。」右二書ともにいふ所。祭神の事はいかゝあらむうけかたし。且この神社も。神佛混淆を廢し今は府社の中にかぞへらる。さて俳諧歲時記栞

草に。祭禮の次第を載す。祭禮六月十五日宮祭也（神田明神と隔年に行る）。凡祭祀に預る町。南は芝を限り。西は麹町飯田町を限り。東は傳馬町濱町邊を限り。北は内神田を限りとす。神輿三基。祭禮の番組四十餘番。各花だし（山鉾の類也）一本。練物等を出す。神輿渡御の町々は。宵宮より棧敷を構へ。幕を張毛氈を鋪つられ。軒に多くの提燈を釣る。十五日の未明。先榊渡る。太鼓是に添ふ。其次猿の造り物ある引山。その次諌鼓に鷄の引山わたる也。其外の番組は例年の定めあり。此祭に麹町より朝鮮人来朝の形に出立ち。布にて造りし大なる象の練物を出す（近年引山の外を止らる）。神幸の道本山を出て。永田馬場より御堀端を歴て麹町御門に入。上覽所を渡り。竹橋より神田橋鎌倉河岸を過（今は竹橋より常磐橋へ出る）。本町一町目へ出て。本石町三丁目。小傳馬町。大傳馬町。旅籠町へ渡る。傘鉾。大吹貫。幟。屋臺。引山。甲冑の法師等なり。氏子に預る處の諸侯も。又警固の武士をいだし。長柄鎗を立つられて群行す。茅場町藥師堂（山王別當の別院なり）の境内にて神饌を獻じ畢りて。八丁堀日本橋筋を中橋へかゝり。夫より本山へ還幸也」と見えたり。

ヒガキ　檜垣。源氏物語夕顔の卷に。五條わたりの家居のさまをいひて「此の家のかたはらに。檜垣といふもの新らしうして」とあれば。鄙びたる家などの。外構ひにせしものと見ゆ。これは檜の薄き板を。あじろといふものゝ如く。斜に編みたるにて張りたる垣なり。

ヒカゲカツラ　日蔭蔓。（カムリを見よ）

ヒガム　彼岸は。春秋二分時氣中正の時にて。これを彼岸といふは佛説より起れり。和訓栞に云く。源氏に。十五日ひがんのはじめにても。又ひがんのはてとも見えたり。【諸説】佛語を引れたれと附會多し。大般若經に。即便前進得レ到ニ彼岸一とし。波羅密を到彼岸と飜す。よて彼岸會といへり。これと七日の佛事。日本にのみ行はれて。西土天竺にはなき事なるよし。砥平石錄に見ゆ。春秋の二中晝夜過不及なし。此を時正といふ。日本後紀に國分僧に春秋二中。月ごとの七日。金剛般若經を轉讀せしむるよし見ゆ。天野信景は是彼岸會の始なるべしといへり」。又日本歳時記に云。春分秋分の初日より三日にあたる日を始として。其後七日を佛氏名づけて彼岸と云。又彼岸の第四日を中日と名つけ。又時正といふなり。此の七日の間世俗寺に至り佛に供し。僧に嚫す。又僧法師等讀經法談をなす。之を彼岸會と云。壒囊抄に。晝夜齊等にして。如下比ニ兩岸一左右均等上。故に比岸と云。又た日出日沒の兩岸。彼岸と彼岸と等しきかゆゑ。彼岸ともかくとなり。此説の如くなれば。とくに晝夜のひとしきをいへり。しれはあながちか事此時にかぎりて。讀經法談をなし。又佛に供し。寺院に詣へき時といふにもあるべからず。林羅山野槌にいはく。或僧家の説に。龍樹菩薩の記を引ひて。都率天の側に。靈所臺あり。そこに樹あり。二月に花ひらく。七日七夜にして落ち。秋八月七日果成。首羅梵天帝釋等。各〻集りて七日の間。世間の善人惡人の名を印記す。生死彼岸。涅槃彼岸。故曰宜下取ニ七日一修中善業上。いはゆる春秋七日なり。この事たしかならぬにや（中略）。彼岸の事を書たる天正驗記といへる書一卷あり。これ天竺の龍樹菩薩の作とて。佛家に取はやし侍れとも僞書なり。我國の僧の作りて。かくいひならはしたるなるへし。又見聞隨身抄とて。ひがんの事をことごとしく書たる書あり。みな虚誕の事のみをのせたり。多く佛書を引侍れとも。曾てその本書にはなき事のみ也といへり。世俗これらの書を信ずへからず。」されと春秋彼岸の頃は晝夜平分し。氣候寒暑の患なく。出世得途の好期なり。又鹽尻に云。凡暦家春秋の彼岸會を記す事久し。昔は春分秋分の日を中日にあたる様にせし事。安倍家の暦本に見えし。近世は春秋二分より。三日めを其初とし。六日めを中日と定め。九日めを終とす。古へは彼岸に入日若し沒日に當れは。一日を延て次の日を入とせし故實なりし（古き暦を見れは皆如此なり）。貞享暦に沒日を用ひす。故にいつとても。二分の一日を濟て彼岸の初とせり。又彼岸の中日は。日輪正面に沒す。故に淨土日想觀の時といへり。暦家の説に曰。日の正中する時は。春は春分の前三日。秋は秋分の後三日。正く日赤道を行といへり。されと大方二分は時正の節にして。其日にかゝはらす。日の酉に入を正方とす。天竺の暦は一歳を三季とせり。熱時（自正月至四月）。茂時（自五月至八月）。寒時（自九月至十二月）。されは正。五。九月は印度三季の初月なり」。日次紀事云。凡京師俗彼岸中偶逢ニ親戚之忌日一。則供ニ茶菓一而祭レ之。以ニ其祭餘之菓一互相贈。或請ニ親戚朋友一而饗ニ茶菓一。彼岸中稱ニ菓子一曰ニ茶子一。點レ茶曰レ立レ茶。食ニ麩燒一曰レ讀レ經。倭俗彼岸中專作ニ佛事一。民間請ニ熊野比丘尼一。使レ説ニ極樂地獄圖一。是謂レ揭レ畫。又請ニ巫女一。代ニ死人一使レ説レ所レ思。是謂レ寄レ口也。或念佛講中。男女每夜聚ニ頭人宅一。揭ニ彌陀像一。鳴レ鉦高聲唱ニ彌陀號一。其終高揚レ音急唱レ之。是謂ニ責念佛一。」俳諧歳時記に。春秋の彼岸は晝夜等分にして長短なし。佛道は中道を崇ふ。此時節まことに中道の辰也。故に佛事を修す。提謂經竝淨土三昧經に。八王子に善を修するとみえたり。八王子は彼岸にあたる也。八王子とは。立春。春分。立夏。夏至。立秋。秋分。立冬。冬至是也。天神の諸神陰陽交代する時也。此日梵天帝釋鎭臣三十二人。司命司錄閻魔大王。

八王使者。悉く出て四方を巡り見。人民の善惡を校へ錄すといへり。故に善事を修すへき也。【中日に日を拜むと】は善導大師觀經釋念佛して。西方往生の願行をなすには。冬夏の兩時を取らす。春秋の二節をとる。仲春(二月)。仲秋(八月)兩時は正東より日出て眞西に沒る。彌陀佛の國眞西日の沒所に當る故に。彌陀の在所を衆生に指示して往生をとけしむる也」なと見えたり。東京にては。六阿彌陀詣とて。行基が作の一木六體の彌陀像を安置せる寺々へ參詣するなり。一番は西福寺(禪宗豐島村)。二番は延命院(眞言沼田)。三番は無量寺(眞言西が原)。四番は與樂寺(眞言田ばた)。五番は常樂院(天台下谷廣小路)。六番は常光寺(禪宗龜戸)也。右日本橋より立いでゝ日本橋へ歸る。道程七里十三町なりといふ。かの川柳點に。「六阿彌陀嫁の噂のすてどころ」といへるは是なり。【皇靈祭】二季の祭とは。春季皇靈祭(春分の日)。秋季皇靈祭(秋分の日)をいふなり。明治十一年六月五日定められし所にて。歷世の皇靈を享祀し。后妃皇親を配享す。因て綏靖天皇より。後櫻町天皇に至るの式年祭。正辰祭を廢し。神武天皇および後桃園天皇以下は。舊典に仍て行はるゝ也。且此日は行刑を止めらる。

ヒキザイ　**誹毀罪**は。元と讒謗律と云ふ。事實の有無を問はす人の名譽を毀損し。又は人に惡名を加へ。其行事を摘發公布する者をいふ。古來刑法全く備はらす。隨て誹毀律條の設けなし。今日の誹毀に近きものを下に揭く。法曹至要抄云。鬪訟律云。投ニ遠レ名書一告ニ人罪一者徒三年。得レ書者即焚レ之。若持ニ送官司一者杖一百。官司受而爲レ理者加ニ二等一。被レ告者不レ坐。輙上聞者徒二年半。」按レ之匿レ名成ニ落書一立ニ簡札一之者可レ處ニ徒二年一也。且見付之輩早可レ燒ニ棄之一矣。」これは匿名書を造りて人を讒毀する者なり。又貞永式目抄に云。一惡口告事(惡口とは。人を卑しめ惡く云事なり)。右鬪殺之基起レ自ニ惡口一。其重者被レ處ニ流罪一。其輕者可レ被ニ召籠一也(鬪殺とはいさかひをなして人を殺すを云。流罪とは流す事をいふ。めしこめらるゝとは。ろうしやせらるゝを云)。問注之時吐ニ惡口一。則可レ被レ付ニ論所於敵人一。(問注とは公事をするものゝ兩方の心をとい。其巾ことはを。かきしるすを云。論所とは。今あひろんをして公事をする所を云。敵人とは惡口をいひかけられたるものをいふ。扨こゝの心は。そにんと論人とたいけつの時。惡口を申かけは。今こたへ申所を惡口せられたる者につけらるべし)。又論所之事無ニ其理一者。可レ被レ沒ニ收他所領一。若無ニ所帶一者。可レ處ニ流罪一也(論所とはまへにおなし。もつしゆとは。けつしよするを云。他の所領とは。別の知行と云心也。所帶とは知行などの事也。流罪とはまへに注す。扨爰の心は論する所の事無理ならば。惡口せすとも其理あるかたへ可レ被レ付。然らば惡口のとがに。別にもちたる知行をめしあげらるへし。知行なきものならば可レ被レ流となり)と見えたり。改定律令の當時未た讒毀の罪を問はす。そは下の布告及刑法等を觀て知るへし。

明治八年六月二十八日御達。讒謗律別册の通被定候條此旨布告候事。第一條。凡そ事實の有無を論せず。人の榮譽を害すへきの行事を摘發公布する者之を讒毀とす。人の行事を擧るに非すして惡名を以て人に加へ公布する者之を誹謗とす。著作文書若くは畫圖肖像を用ひ展觀し。若くは發賣し若くは貼示して人を讒毀し。若くは誹謗する者は下の條別に從て罪を科す。○第二條。第一條の所爲を以て乘輿を犯すに涉る者は。禁獄三月以上三年以下。罰金五十圓以上千圓以下(二罰併せ科し。或は偏へに一罰を科す以下之に傚へ)。○第三條。皇族を犯すに涉る者は。禁獄十五日以上二年半以下。罰金十五圓以上七百圓以下。○第四條。官吏の職務に關し讒毀する者は。禁獄十日以上二年以下。罰金十圓以上五百圓以下。誹謗する者は。禁獄五日以上一年以下。罰金五圓以上三百圓以下。○第五條。華士族平民に對するを論ぜず讒毀する者は。禁獄七日以上一年半以下。罰金五圓以上三百圓以下。誹謗する者は罰金三圓以上百圓以下。○第六條。法に依り檢官若くは法官に向て罪犯を告發し。若くは證する者は第一條の例にあらず。其故造誣告したる者は誣告律に依る。○第七條。若し讒毀を受くるの事刑法に觸るゝ者。檢官より其事を糾治するか若くは讒毀する者より檢官若くは法官に告發したる時は。讒毀の罪を治するを中止し。以て事案の决を俟ち。其被告人罪に坐する時は讒毀の罪を論せす。若し事刑法に觸れすして單に人の榮譽を害する者は。讒毀するの後官に告發すと雖も仍ほ讒毀の罪を治む。○第八條。凡そ讒毀誹謗の第四條。第五條に係る者は。被告の官民自ら告るを待て乃ち論す。又刑法(第三編第一章第十二節誣告及誹毀の罪)。第三百五十五條。不實の事を以て人を誣告したる者は。第二百二十條に記載したる僞證の例に照して處斷す。第三百五十六條。誣告を爲すと雖も。被告人の推問を始めさる前に於て。誣告者自首したる時は本刑を免す。第三百五十七條。誣告に因て被告人刑に處せられたる時は第二百二十一條。第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す。第三百五十八條。惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は。事實の有無を問はす左の例に照して處斷す。一公然の演說を以て人を誹毀したる者は。十一日以上三月以下の重禁錮に處し。三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。二書類畫圖を公布し。又は

雜劇偶像を作爲して人を誹毀したる者は。十五日以上六月以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。第三百五十九條。死者を誹毀したる者は。誣罔に出たるに非されは。前條の例に照して處斷することを得す。第三百六十條。醫師藥商穩婆。又は代言人。辯護人。代書人。若くは神官。僧侶。其身分職業に於て委託を受けたる事に因り。知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論し。十一日以上三月以下の重禁錮に處し。三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限に在らす。第三百六十一條。此節に記載したる誹毀の罪は。被害者又は死者の親屬の告訴を待て。其の罪を論すとなせり。以上の外。刑法第三章に。第百四十一條。官吏の職務に對し。其面前に於て形容若くは言語を以て侮辱し。及び面前に非すと雖も。刊行の文書圖畫若くは公然の演說に於て侮辱したる者を。重禁錮一月以上一年以下。罰金五圓以上五十圓以下を併科するの條文あり。又別に新聞紙及び雜誌。雜報等の誹毀例あり。そは新聞紙の部を見よ。

ヒキゾメ　彈初は。琴。三絃。鼓弓等何にても年の首めに其業を試るを。一般に彈初とはいふなり。別に遊廓にて彈初と云へるは古來正月二日に行へり

ヒキツケシウ　引付衆とは。鎌倉氏の職制にして。これは聽訟の錄事。其他簿冊の事等を總掌し。以て評定衆を補佐するの職なり。而して又引付頭を置き。評定衆を以て之を兼れしむ。是並に當時の顯職と見えたり。足利氏亦鎌倉氏の故を襲ひ。評定。引付の二職を置けり。大日本史職官志云。建長元年。藤原賴嗣置二引付衆三番一。每番置レ頭。以二評定衆一爲レ之。參二決訟獄一(關東評定傳。本書及東鑑並云。建長四年。宗尊親王增二引付衆一爲二五番一。弘長二年復舊)。正嘉元年。宗尊親王擬二上皇宮一。置二廂衆五十餘人一更番宿直。以二數人一爲二番頭一。文應元年。置二草書番一。以下能二文學騎射諸技藝一者上爲レ之(東鑑)。文永元年。置二越訴奉行一。三年罷二引付衆一。獄訟事一委二問注所一(參取關東評定傳。東鑑)。六年惟康親王復置二引付衆五番一(關東評定傳)。建治元年。置二九州探題一。總二管九國軍政一。猶三朝廷任二太宰帥一矣(帝王編年記)。大抵鎌倉之政。北條氏世爲二執權一。挾二將軍一以號二令群下一。政所以下皆供二其使令一。無二敢與抗者一。置二兩六波羅一鎭二京師一。奉行探題鎭二九國一。守護地頭充二滿天下一。使三レ朝廷無二行政之地一。是其所下以牽二制內外一壓中服天下上之術也。然鎌倉之興。方受二朝綱隳壞遊惰奢靡之後一。政事一切尙二易簡一。節用撫民。能獲二武人之心一。百數十年之間。天下帖然。無下敢背二其命一者上。至二高時之昏逆一自取二滅亡一。而兵力未二大衰一。人心未二全離一者。蓋由下治國之法得中其要上故也(參取東鑑。太平記大意)。足利氏之掌二征夷一。首置二管領一以二斯波。細川。畠山三氏一爲レ之。謂二之三管領一掌二幕府之政一猶二鎌倉執權一也。次置二侍所別當一以二山名。一色。赤松。京極四氏一爲レ之。謂二之四職一若別當有レ事赴レ國使下二家臣一代中理事上號曰二所司代一(武家補任。山名系圖。南朝紀傳)。武田。小笠原兩氏掌二射御禮法一(武田系圖。小笠原系圖)。兩吉良。今川。澁川等四氏爲二武者頭一伊勢氏爲二奏者一謂二之七頭一(南朝紀傳)。鎌倉置二管領一九州置二探題一諸國置二守護一諸制二御天下一之法。大抵皆選二用鎌倉之舊一而分土封拜。固出二于權詐誑誘之術一而非三初有二一定之法一也。是以管領之權。既已與二將軍一相抗衡。而守護之大。至レ有下跨二天下六分之一一者上威權下移。海內分裂。爭亂相尋。終三百年天下無二復寧歲一矣(參取武家補任。太平記。梅松論。明德記)。又貞丈雜記云。引付方奉行とは。引付衆の事也。評定衆の下司なり。政所へ出て時々の日記を記し。古例等を書留るを云。總して引付と云は其時々の日記也。引は後日の證據に引用る爲に書留る也。付とは記し付る也。評定の次第を帳面に書留め置く役を引付衆と云なり」とあり。武家職官攷に。【引付頭。引付衆】引付衆。總二掌訟獄其他公事一。爲二評定衆之輔佐一。亦攝二諸奉行一爲二重任一。比二之天朝官一。蓋參議。左右辨官之職也。引付之稱。出レ於二簿書之名一。凡政所簿書。注二訟獄之顚末一。旁二記其奉行人之名一者。號云二賦銘引付一(鎌倉引付之書今不レ傳。室町之書有二存者一。題云二政所賦銘引付一)。又記二營中常日之規格一者。稱二引付一。其他諸事記錄。以爲二後證一者皆稱レ之(今時御家人受二廩粟一者。稱下記二其祿數一之簿上爲二引付一。又神社佛寺記二前例會議始末等一者稱二引付一)。引導引也。言ト其可下以爲二前導一付中書記上之義上(後稱二記レ事者一爲二書付一。是也)。此職在二政所一奉二行公事一。爲二文官之宰一。故取下候二記錄所一之義上。以稱二引付衆一。」(此職爲二諸記錄職之長一故專二引付之號一)。鎌倉氏之始。稱二政所寄人一。建長元年。始置二引付三番一。以二評定衆北條政村。北條朝直。北條資時三人一兼二補其頭人一。以二寄人五人一。爲二引付衆一(關東評定傳。當時不レ補二引付衆一者。亦以二寄人一從二事引付司一)。二年加レ員爲二六番一。旬餘日而復レ舊。四年又爲二五番一。加二頭二人衆四人一。六年加二衆員一爲二十四人一。後常不レ降二十人一。弘長二年復爲二三番一。文永三年廢二此職一。復爲二寄人一。六年復二此職一。補二頭五人。衆十餘人一(關東評定傳、吾妻鏡)。正應三年。又爲二三番一(新編式目追加)。永仁元年。又廢二此職一。置二執奏職一。三年又復二此職一爲二五番一。乾元元年更加爲二八番一。爾後嘉元。德治。應長。文保之際。屢有二增減一。或爲二五番。六番一。爲二七番。八番一。無二復一定之制一(北條記)。蓋以二北條氏政衰法度頹廢一也。元應元年復爲二五番一。以至二元弘一。十餘年一定不レ改(北條記)。建武中陸奧鎭

守府置二引付三番一。職掌無レ異(建武年間記)。室町氏依二其例一。置二引付五番一。頭人五人分二隷衆十餘人一。又各副二寄人數人一。」(建武式目追加曆應三年條。稱二五方引付一。花營三代記應安三年條。稱二一方內談始一者五。各載二其頭人姓名一。又永和元年稱二五方引付一。是置二五番一之證也。而御評定著座次第云。文和三年五月二十日評定始。又三方內談始也。案文和在二曆應。應安之間一。則文和之際。少時爲二三番一歟。然內談始固不レ限二一日一。則當時有二五方一。而其日特爲二其三方之內談始一。亦不レ可レ知也。內談始謂二引付之沙汰始一)。凡鎌倉氏之制。以下北條氏之爲二評定衆一者上。補二此頭人一。間無二其人一。則或以二他族一。然一番至二三番一三方。則必以二北條氏一。惟。安達泰盛以二他族一爲二二番頭人一。又二階堂行方。二階堂行泰二人。以二引付衆一轉二補頭人一。非二評定衆一而爲二頭人一者。他人所レ無。皆特例也(關東評定傳。吾妻鏡。室町亦無三以レ衆轉レ頭者二)。及二室町氏一以二吉良。石橋。山名。一色。細川。畠山等公族一補レ之(此所レ稱細川。畠山其支族。而非二管領家一也。他今川。仁木。吉見等。又以二公族一補レ之)。號爲二正頭一。又以下攝津。二階堂及伊勢。波多野。佐々木。加賀等諸族。爲二評定衆一者上補レ之。號爲二權頭一。班亞二正頭一。而共稱二引付頭一(常照愚草。平日概稱二頭人一。不レ加レ權。又鎌倉不レ聞レ有二正權之別一)。鎌倉氏例以二引付衆一轉二補評定衆一。至二室町一兩衆率世襲。然以レ非レ有二定制一。間轉補焉。中世稱二此職一。爲二內談頭人內談衆一。蓋評定衆以二政所之長官一。裁三判事于二評定之座一。引付衆以二其次官一論三議于二內評定之日一。內評定呼爲二內談一。故有二此稱一(鎌倉不レ聞レ有二此稱一。然等持公之時。既有二內談方之目一。則前時或有二此稱一歟)。後遂單稱二頭人一(伊勢家記。康富記)以三其爲二政府之重職一也。而又分二掌地方頭人神宮頭人禪律頭人諸職一。事載二各條一。又總二稱引付衆及寄人一。爲二右筆衆一(齋藤親基記)。奉行衆二(文安年中御番帳。義昭將軍諸役附。間有下連二稱右筆奉行衆一者上)。右筆之目。以下從二頭人之指揮一供中執筆之職上也(鎌倉置二引付右筆一。故無二此稱一)。或通稱二政所寄人一(政所賦銘引付)。沿二鎌倉氏之舊稱一也。又有二中老號一。以配二宿老一也と。又【引付右筆】引付右筆鎌倉氏所レ置。候二公事裁判之座一。專職二諸書記之事一。故又稱二執筆一。五方引付各番所レ置。以二政所寄人一補之(員數未レ詳蓋不レ過二兩三人一)。其班下二引付衆一一等。而爲二寄人之長一(吾妻鏡。太田康有記)。至二室町氏一不レ聞レ有二此職一。蓋臨時奉行人掌二書記之事一也。且當時總二稱引付衆寄人一爲二右筆一。亦可二以見一レ不三別置二此職一矣(花營三代記載。應安康曆之際。奉行人安威雅樂諸氏爲二右筆一。皆臨時所レ職)」と見えたり。以上職制鎌倉氏に始り。而してまた足利氏滅亡と倶に廢絕せり。但評定衆の職制は亦其本條にあり。宜く同條と併せ見るへし。

ヒキテヂヤヤ 引手茶屋。又單に茶屋と云ふ。遊客を妓樓に案內する業にて。上等の客は直接に妓樓に往かず。妓樓も其上等なるものは直接に客を受けずして。必ず茶屋の伴ひ來るを待つ定なり。イウクワク。シヤウギの條を參看すべし。

ヒキデモノ 引出物とは。來客への贈遺物をいへり。所謂婿引出物なと是なり。今其贈遺の作法及品目等下にあぐべし。和訓栞云。ひきでもの江家次第に遣二曳出物一馬二匹竝送物と見え。北山抄大饗の條にも。牽出物に馬鷹あり。引出して與ふる故の名なれば。馬を元とすべし。中右紀。寛治五年の條に。引出物劔馬とあり。此頃は馬ならぬ品をも引出物と云ふに至れりしと見ゆ。十訓抄に。公任卿小野の左大臣殿をむこにとりし時。朗詠上下卷をえらびて置物の厨子におかせたりける。ゆゝしき聟引出物にこそと見えたり。婚禮ならず馬ならでもいふは。部類抄に。正和五年新院花御覽御幸。圓通寺爲二御引出物一。獻二鵞眼一萬匹一と見え。東鑑にも處々其の義見えたり。庭訓徃來には引手物に作る。」貞丈雜記云。七獻の引出物と云は。初獻に馬。二獻に太刀。三獻に鎧。又は腹卷。四獻に弓征矢。五獻に沓行縢。六獻に刀(さやまきの事也)。七獻に小袖を進するを云也。」式の引出物と云は。本式の引出物と云事也。すなはち古の七獻の引出物を云也。略儀の時は饗應の獻數も少く。三獻五獻にして引出物も獻數に隨て三品歟。又は五品進する也。」聟引出の事。古代より此稱あり。江家次第云。婿取次第。聟以來(中略)。遣二曳出物馬二匹竝送物一云云。又源平盛衰記云。六條判官爲義の女を熊野別當教眞に嫁せし時。源氏重代の吼丸を聟引出物として。教眞に贈りし事みえたり。」又安齋隨筆云。引出物取扱。女郎花物語(三冊あり女教訓の書也。記者詳かならず。藤原氏女とあり。武家の女と見ゆ。多く古歌を引て教を述たり。室町將軍の時代の人の書たる也。徒然草を引たれば。兼好よりも後の時代と見ゆ)に云く。惣して武士の妻なるへき人は。弓馬物の具のかたにつきても心得ぬへきわざなりけり。もしはまろうとに引出物の事なと兼て用意し侍らば。さしあたりてむつかしくかたき事もあるまじけれと。俄なる折ふしなとに。當座におゐて何にても女中よりのはからひとして。おとなしくはれがましきおとこ客人に。引出物とてさゝけ侍る事もあるならひなるに。召使ふものゝ中にさやうのかた心得たるをもち侍らで。大方の田舍さむらひの何をもわきまへ侍らぬたぐひには。ひろふたに据樣。置樣。物々によりてかはりぬるをも。女中よりおしへつけらるへき事にこそ。まつ小袖をひく事ひとかされふたかされ三重まては。

唯持出てひくへき也。五かされにもなれは。必す廣蓋に置事也。三かされもあつわたならばもちにくきによりて。ひろぶたにおきて客人のひたりの方に筋違へて置くなり。とりてひきかくるやうに置へき其心ばへ侍るべし。又小袖を檀紙におひてひく事。檀紙一束かうへに。小袖を四つに折て。横に打かけて置也。ほそものを前へむけて置へきなり。四つに折るといふは。二つに折りたる中よりおれば。四つになるを中へおりこめておくなり。あふきなとのうへに小袖を置も此分なり。又こがれ(沙金)をひく事。うすやうにつゝむべし。薄樣は其時節にしたがひて。春夏秋冬四季の色によりて包むべし。高檀紙につゝむ事もあり。時によるべきにや。かならすこかれのうちしきは。やないばこに置てまゐるへし。持參するもかへるもことなる子細あるべからす。又毛皮を引く事。毛を上になして兩方のはしをおりて三つに折る。鹿の皮の時はしろき毛をうへになす。熊の皮の時はおも(面)皮をうへになしてひくなり。或ひはしりかひなとのやうなる物をも置てひくへきなり。羽を置てもひく事あるには。くきを尊者の方へむけて置なり。扇を置くもかなめを客人の方へむけて置く也。又弓矢をひく事役人の右に弓をかくる。弓のなかばより少ししもをとりてかみをかたに置くへきなり。矢をは箙をかゝへてもては。すなはち矢はかたにあたるなり。さて客人の前にてひざをつきて。まづ弓を客人のひたりにたつ。矢をは右にたつるなり。但し座敷の體にしたがひてふるまふべし。これも事終りて後。右の手を突て由を申てひだりに歸るなり。たゞし家々の口傳當世なる事もむかしにかはり侍れば。又かはりも侍らんかし。是等女のしるへき事ならねども。武士の妻は何にてもくらからす心得べきためなればなり。あまりに盡都もなければかすかすしるし侍るなり。貞丈云。右の取扱我家に傳へたる趣にかはる事なし。實にもふるきことなりといへり。尙ジムモツ。テムトウの條を看るへし。

ヒキハダ　皺文は。刀劍の鞘を包むものにて。皮にて制し青漆なとを塗り。金銀赤等の色にて紋なとちらし。家々の印を附る。多く旅行のとき刀脇さしに覆ふ也。和訓栞云。延喜式に皺文。或は波文をよめり。蝦蟇皮の義也。新撰字鏡に。紋を條屬。又波文也と注せり。又刀箙をよめり。」また沓にひきはだといふものありと見え。玉かつまに。台記に。四五位半靴(有二引膚一有二華仙一)。六位深沓(無二引膚一有二華仙一)とあり。沓などにもひきはだといふこと有と聞ゆ。此名のこゝろは。蟾蜍膚なるべし」といへり。

ヒキマド　引窓。又天窓と云。此物出來しは近古の事なり。古への茅屋にて煙を出す穴は。屋の棟の南端にあり。竹を結び又は木の格子を作りて。是より煙を出す法なり。又屋根の一種には。其の前面の中途に穴を明け。其の上に小き屋根を作りて雨の漏らぬ樣にしたり。又板葺の家に至りては。屋の頂上に穴を開き其の四方に柱を建て。其の柱の上に屋根を作りて雨の入るを防ぐ。之を櫻煙出しと稱す。市街地にても。維新前までは。湯屋。燒芋屋などにて。此の煙出しを作れり。天窓の最初は大和大納言の數寄屋の路次に見事なる松あり。之を御座の內より見ゆる樣にと。太閤秀吉の命に依り。工夫して作り。太閤の賞詞を受け。之を大和窓とも。突上げ窓とも云ふ。雨の降る時は雨障子を用ふ。平生は唯の障子を用ふ。左右へ引込む樣に作るなり。今の引窓は竿にて突き上くる事なく。綱にて引けば。戶(戶と雨障子と兩樣備へたるもあり)は開閉自在なり。近年煙突の設あるに至りて。引窓を要せざる家もあり(マド參看)。

ヒキメ　蟇目は。もと矢の根の事なれど。後には射法の名になれり。此法を以て弓射る時は。惡魔を退くと云へり。軍器考云。蟇目といふ事は。其形の蝦蟆の目に似たれば。かくはなづけし。たとへばつくり皮の皺めるが。蝦蟆の背に似たれば。比木波太といふがごとし。此矢の鳴る音。蝦蟆のなく聲に似たれば。かくなづく。此事深き義ありなどいふ事は。心得られず。昔人の物名つけし事。やすらかにして。むつかしからず。此物の異名を。志爾久利といふ事は。志爾といふ鼠は。蘆根食ふ物なり。其聲此矢の鳴る音に似たる故に。かくもいふ也などいふ説のあれば(三議一統)。蟇目といふも。其聲に取れるなどいひしにや。古の物。今も世に遺りしは。靜原二宮の神寶にある。天武天皇の內庫の物也と云ふもの。其長さ一尺二寸。桐木を以て作りて。胴には竹をふせて。胴卷せり。其餘は今の制にかはれりとも見えず。此物竹根をもて作れる事。其由あるや。廷尉義經屋島より內府をゐて。鎌倉に下向ありしに。路次にて。藤原能保朝臣の侍後藤新兵衞尉基淸が所從と。伊勢三郞能盛が下部と。鬪諍に及ぶ。能盛が引馬の鞦をきりてはしりゆくを。能盛はせ出て。竹根の引目をもて射たりし事。東鑑にも見えたり。およそ蟇目の制。犬射笠懸誕生の時に用ふる式ことに多かり。また四季草云。蟇目の音は。蟇の鳴聲に似たれば蟇目と云ふといふ説あり。用ふる事なかれ。蟇の鳴音に似たる事なし。若し似たるならば蟇音。蟇聲などこそは云べけれ。何とて目の字を付て蟇目といふにか。又一説に昔し妖鬼出て人をとり食ふ事ありしに。山中より大なる蟇出て。かのばけ物を食ひ殺しけり。よりてかの蟇の目の形をうつして蟇目を作り。妖怪を退る矢とする

といふ説もあり。ともに用ふる事なかれ。昔といへるは何の時代をさしていふにあらむ。年號も時代もしれざる物語はとるにたらず。蟇の妖鬼を食ひし事妄説なり。蟇目は妖怪を退けんが爲に作り始めしにあらず。物に疵を付ず射たふすべきが爲の設なり。大なるものなるゆゑ。重くては飛ばぬゆゑ。中を空にゑりぬきて輕くするなり。中を空にしても猶重きゆゑ。穴をあけて風に乘じて飛やうにたくみたるものなり。鳴らすべき爲に穴をあけたるにはあらず。穴あるものゆゑ風吹入て自然に鳴るなり。鳴音あるゆゑ。鳥獸是におどろき恐るゝなり。ばけ物のみ怖るゝにはあらず。又一説に蟇目の音は。十二調子にはづれたる調子なるゆゑ。妖鬼の類是を恐るゝといふ説あり。是又用ゆる事なかれ。およそ天地の間に。音あるもののさまざまの音ありといへども。十二品より外にはなきゆゑ。十二調子を定たるものなり。然るに蟇目の音のみ十二調子にはづるゝ事有べからず。そのうへ十二調子にはづれたる音ゆゑおそろしきといふ事を。ばけものゝいひたるを。誰が聞たるにや笑ふべき事なり。東鑑に引目の二字を用ひたり。其外古き書に。挽目曳目などゝ書たるもあり。蟇目と書くに限りたる事なし。日夏繁高が武林原始に。引目は響目の訓なるべしといへるは。發明の説なり。ひゞきめを中畧してひきめといふなり。其詞に付てさまざまの字を。あて字に書たるなり。目といふは穴の事なり。西土にて穴の事を眼と云に同じ意なり。天工開物佳兵篇弧矢章曰。響箭則以二寸木一空レ中。錐レ眼爲レ竅。矢過招レ風飛鳴。即莊子所レ謂嚆矢也と見えたるにて明らかなり。この眼といふは穴のことなり。さて其製法のさまを同書に。蟇目に定る寸法はなき事なり。多賀高忠聞書に云。引目の寸は四寸なり。かれの定。むかしより四寸とは定置れたれども。大小の事は弓の力によりてもすべし。伊勢宗五入道(下總守平貞頼)。犬追物方聞書に云。曳目の寸は定まらず(中畧)。引目の大小の事。人の弓勢によるべし。いかさま分に過ぐれば扱にくきものなり。可二心得一云々。又弓法私書に云。引目の大小は弓によるべし云々。騎射秘抄(小笠原持淸之記)云。引目の大小の事。是又古今懸隔なり。彼是愚意に於ては何れも不レ可レ然。其故は昔樣とて。四五寸の引目餘りに見所なく覺ゆ。また當世樣とて。弱弓にさのみ大引目も見にくゝ覺ゆ。犬に當りて矢落もよからず。少し遠廻りなる時は。力なき風情もあり。されば昔の射手の中に。今少引目大ならば見所有なんと覺ゆるもあり。今時の射手の中に。今少し引目ちいさくば猶よからんと覺ゆるもあり。餘りの大小共に不レ可レ然。但し人により弓によるべし。相違なくば一尺二尺にもすべし。弓にあまりて引目のかちたるを制する所なり。云々とあり(右に引所の書どもは。室町殿時代に記したる書なり)。右の古書の趣を以て。引目に定る寸法なき事を知るべし。今世引目の寸法定りある樣に思ふ人あり。故實を知らず。かたくなゝる事なり」といへり。貞丈雜記に云。笠掛引目のひしぎ目の事。射御持長記に云。笠掛引目の事。五つ五所を卷。五音五形をかたどれり。色赤うるし根本はひしき目なし。實朝の御代より今の笠懸引目は定る者なり。笠懸聞書云(元長の書)。笠懸引目のひしきめは。實朝のにぎりひしぎあそばし始たる也。それよりしてひしきめ始る也。かみそりなどにてひしきめをする也。上賢抄云。引目をとりひしぐと云事。新しき引目を少とりひしきて。われめのあるが音かよきとて。昔とりひしきて射る也。笠懸聞書に(記者未知)云。笠懸引目のひしきめは。中程のどう卷より。下を十二ひしく也。定木をあつるに中くほなる所。定木あてにくき程に。定木を中くぼにたむる也。篦末をもむは大竹をわりて。あなを少せはき程にして。もみもみする也。同書所載犬射蟇目。笠懸蟇目の圖。

犬射蟇目

木ハ桐
黑漆スリ
目五
風返シ
目柱五本
ヨリ目
尻

笠懸蟇目

木ハ桐
朴木赤
漆スリ
ワレメヲ
十二付ル
目六
此辺ヲヒシギメト云
目柱六本

まんだら引目の事。四季草云。近世まんだら引目といふものあり。其形常の引目の如くにして。引目頭の方に。又小き引目を作り付たるものなり。此もの室町殿時代

に記したる古傳の書には○曾てなきものなり○按するに○前に記せし所のまんだら弓といふ弓あるによりて○まんだらといふ矢をも新作したるなるべし○このまんだらひきめ○射手方の故實には曾てなきものなり○用ふることなかれ○宿直引目の事○魔除の爲に○家の宋の上に引目を立おくを○とのゐ引目と云ふといふ說あり○信じがたき事なり○宿直といふは○主君の館にとまり番をする事なり○とまり番をする人○用心の爲に○夜引目を射て鳴音をするを○とのゐ引目といふなり○太平記に○大森彥七が事を記したる條に○かやうのばけ物は○引目の聲に恐るゝなりとて○毎夜番衆を居て宿直引目を射させければと見えたり○又義經記に○伊勢三郎が義經の臣に初てなる條に○人はなきかとよびければ○四天王のごとくなる男五六人來る○御客人をまうけ奉るぞ○御用心と覺候○こよひはれられ候な○御とのゐ仕れといひければ○承候とて○引目の音○弓の弦おしはりなんどして御とのゐ仕り云々」と見えたり○此外にも古き書に○とのゐ引目といふは○とまり番して夜引目を射る事なり○是をしらずして○とのゐ引目といふ引目のこしらへやうありとて○妄作なる引目をこしらへて○座敷の床にかざり置く人あり○かたはらいたき事なり○高忠聞書に○夜引目射るには○犬射引目本なり○けしやうの物は笠懸引目より○犬射引目に怖ると古申ならはしたるなり○ちかき頃かくのごときためしおほきなり」と見えたり○別にとのゐ引目といふこしらへやうはなき事なり（犬射引目とは○犬追物射る引目なり○黑くそさゝに塗たる引目也）○大具足の引目の事○近世大具足の名付て○長一尺二寸の引目を作りて持つ人あり○大具足といふを○引目の一種の名と覺たるはをかしき事なり○犬追物の古傳書どもに○大具足とあるは○大道具といふ事にて○弓も強きを引き○矢束も長く○引目も大なるを射るゆゑ○さやうの射手を大具足の射手といふ○是古代の射手詞なり○弓も強きは大具足なり○引目の大なるをのみ○大具足とは云べからず○大具足の射手にもあらずして○大引目を拵へ置く事○何の用に立つる事ぞや心得がたき事なり○【鳴弦の事】貞丈雜記云○鳴弦とはつるをならすと書く也○上古はつるうちと云○堀河院御在位の時○夜々おびえたまぎらせ給ふ事ありしに○義家朝臣南殿の大床にさふらひて○御惱の刻限鳴弦する事二度の後○高聲に前の陸奧守義家と名乘たれば○聞く人身の毛よたち○御惱おこたらせ給ひしよし○平家物語にみえたり○是もたゝつるうちにて鳴弦の法なとゝいふ事はなしと聞ゆる也○源氏物語にもつるうちの事みえたり○源氏物語夕かほの卷に云○しそくさしてまいれ○ずいじんもつるうちしてたえすこはづくれとおほせよ云々○このかう申ものたきくちなりければ○ゆづるいとつき〳〵しく打ならして○ひあやうしといふいふあづかりよさうじのかたへいぬる也云々○其外ふるき物語なとにあるもたゝつるうちの事にて○鳴弦の法とて別に修法あるとは聞えす○鳴弦と蟇目は其法別也と云說あり○あやまり也○鳴弦の法と云は○必蟇目の矢にて射るなれは○鳴弦の法と云も蟇目の法と云も同し事也○又一說に鳴弦はつる打なり○明顯と云は蟇目の矢にて射る法を云○明にしるしを顯はすと云心也云々○貞丈按るに明顯の二字を用る事○つるうちを鳴弦といふにまきれぬ爲に○文字を書かへたるなるへし○明にしるしを顯すなどゝ云もむつかしき說なり○たゞ弦打はかりするを鳴弦とはかりいひ○蟇目の矢を持て行ふをは鳴弦の法と○法の字を付ていふへし○如此いへはまきるゝ事は無也○蟇目を赤うるしにぬると云は○朱うるしの事にてはなし○うるしに紿の具をまぜす○うるし計にてぬれば○おのづから赤黑くなるをいふ也○今ためぬりなどゝいふ色のごとし○武雜記に赤うるしの鞁とあるは○是朱うるしの事を云ふなり○一やうに心得べからす○蟇日一腰といふは○四つの事也○是は犬追物の時の事也○古は四つ腰にさして出たる故也○後には三つ腰にさし○一つは手に持て出る也○然るに蟇日一つの事を一腰といふ人あり○あやまり也○一つ二つと云へし○一束と云は二十の事也○引目にて人を射る事○東鑑卷四に○後藤新兵衛尉基淸が僕從と伊勢三郎能盛が下部と○鬪亂の時能盛馳出て竹の根引目にて殘る所の匹夫を射ける由見えたり○又同書卷の十に○賴朝上洛の爲野路の宿に逗留の時○旅宿の門前に無禮の者下馬せざりしを○和田小太郎義盛引目を以て追て射けれは○則落馬しける由見えたり○疵を付すして生捕にするに是引目にて射倒す也○蟇日にて獸を射取事も有也○東鑑卷三十四（仁治二年九月二十二日の條に）云○左親衞自二藍澤一被レ歸○數日踏二山野一熊猪鹿多獲レ之○其中熊一者親衞以二引目一射二取之一○爲下先代未聞珍事上之由諸人一同感申云々○猛き熊を引目にて射殺す事○是は弓力の甚强きゆゑ引目に中り○骨碎けて死したるなるへし○前に記したる馬上の人を射落したるも○同く弓力强き所爲なり○」職人盡歌合の詞に○一尺に餘る御ひきめはくりにくゝて道がゆかぬ○同歌に「くりがんなかたいりしたるやぶれめの○その儘にすむ引目やの月」○貞丈雜記に曰ふ○蟇目の大小は○射手の弓の强弱による事なれは○定る寸法なし○弓强けれは大なるを用ゐ○弓弱けれは小きを用ゆ○射て試て大小を定め用へし○竪の長さと橫のふとさの恰好つりあひの事○古書に其沙汰なし○依て貞丈其つり合恰好を考へ○左に記す也○たとへは○蟇目竪の長さ五寸ならは橫のふとさは六寸まはり

にてよし(竪の長さに一寸增也)。又竪の長さ八寸ならは横のふとさは九寸にてよし。皆是に准し知へし(ふとさといふはまかぶらの所のふとさをいふ也。ひきめゞりの大さはまかぶらのさしわたしの寸を五つに折て其二分を用ゆへし)。古代は蟇目くりと云職人有て、蟇目わらずしてくりたり。今は其しかた絕たる故竪に二つにわりて中をくりて後合する也。竪にわりてくるよりはまかぶらの所にてつぎたるがよき也。めばしらは引目くじけざらんが爲に竹をめばしらに入る也。竹を厚くしてほり入へし。うすくけしやうばかりにしては用にたゝず)。【竹の根蟇目】はふとき竹の根のさきの。丸くいもがしらの如くなる所を取て作る也。根二つにて蟇目一つ作る也。名物考按るに竹根蟇目は借字にて高音引目をもいふにや。日本書紀に竹鞆とあるは高鞆なりとも見へたる例歟。祐興云此說難用。」東鑑能盛が引馬基淸か所從を蹈む。よつて件の馬の鞦手綱を切て奔行く。能盛此事を聞馳出竹の根の引目にて殘所の匹夫を射る。」合せやう前の如く中をくりぬくへし。外もけづるべし。根をよくからして合すべし。中をくりぬくはなまの時にくるべし。かれて後に又よくくるべし。竹の根引目には目柱入に不及。」蟇目をくるに木をうすくくりたるは。鳴り音ひゞきありてよし。されども薄けれは物に中りてくだけやすく。厚くくりたるは。鳴り音はよからねども物にあたりてくだけず。元來蟇目は鳴らすべき爲に作りたるにあらす。輕くすべき爲に中をくりぬき目をもあけたる也。蟇目の主意は物に疵を付す射倒すべき爲に作りたる物なり。鳴音を賞翫する物にはあらず。目をあけたる故。自然に風入て鳴る也。前に記す如く。東鑑に。伊勢三郎能盛か竹の根引目にて。匹夫を射たる事あり。又和田小太郎義盛の。無禮の者を引目を以て。馬より射落したる事有。又親衞引目を以て熊を射取りし事有。何れも東鑑に見えたり。如此のわざをする物なれば。鳴り音かおもしろきとて。うすくくりて碎るやうに作りたるは。何の用にたゝぬ物也。なり音はなくとも。厚くくだけやすからぬ樣に作るべし。鳴音を賞翫するは引目の本意にはあらず。一蟇目は元來魔生の物を退る爲に拵出したる物也といふ人有あやまり也。鳴り音ある物なる故狐狸なとを射て。おびやかす事あり。其鳴り音に驚きおそるゝ也。ばけ物の爲とて作り出したる物にあらず。其主意は前にいふごとし。重きゆゑ中をくりぬき空にして。所々に目を開てかろくしたる物也。蟇目を射れは目より風入て音ある故。そのひゞきにおどろき。狐狸の類もおそるゝなり。蟇目にては犬追物笠懸を射る也。蟇目の目と云はあなの事也。」一蟇目の木は朴の木本也。桐の木は略也。輕き故に用也。」一蟇目の長さは。大方四寸也。然れども弓の强きは大ひきめ。弓のよはきは小蟇目を用ゆる也。丸み(まかぶらの所也)のふときは長さに隨ふべし。たとへは長さ四寸ならば目の上のふとき所[四]五寸まはり也。上の方よりふとき所まで。しゝを付て少丸みある樣にする也。目の數は半にする也。三つ五つ也。目とはあなの事也。委細こしらへ樣は射手具足秘傳にあり。貞丈云。四寸まはりにては細し。五寸まはりにてよし。竪の寸に一寸增にしてよし。竪五寸ならばふとさ六寸マハリにてよし。東鑑には。引目の字を用。庭訓往來には蟇目の字を用皆假り字也。挽目と書きたる書もあり。職人盡「くりかんなかた入したる破れ目の。そのまゝにすむ引目やの月」。美人草引目之事。目は九目也目の上一所。目の下一所筈口一所。以上三所集めてまきて卷目の見えぬやうに布をませて。地をして黑漆染にて塗てらう色を取べし。引目の寸は四寸なりかれの定め。但昔より四寸とは定置たれとも大小の事は弓力に依てもすべし。少しの寄のき苦しからす。又目を七目にもする也。但畧儀也。」一舊記には蟇目とも引目とも書たり。貞衡云。ひきめとはひゞき目と云事也。目に風入てひゞく故也。ひゞきめと云事を略してひきめと云也云々。しからは響目とかく事本字なれとも。ひきめと云詞に隨て。蟇目とも引目とも字を付たる也。蟇の字引の字にはいはれも子細もなき也。一說に蟇目の飛ふ音蟇のなく聲に似たる故如此名つくるとも云。又蟇の目は夜よく物をみる物也。蟇目にては夜魔生の物を射る故如此名付るなどゝ云は。蟇の字に付て樣々に說を作り出したる物也。蟇目は元來魔生の物を射る爲に作りたるにはあらす。すべて射る向の物に疵をつけず射べき爲に。木にて作りたるなり。されども大なる物にて。【蟇目一腰】と云は。四つの事也。犬追物の時の事也。常に云べからず。一束とは二十の事也。二十一以上は二十二。二十三などいふ。又異說に一束とは。四十の事也。一把とは二十一の事也。是仁田右馬助の說也。射手方聞書に見えたり。此說用ひかたし。

ヒキモノ　引物。太平記佐々木道譽か奢侈のことをいふ處。異國の諸侯は遊宴をなす時。食膳方丈といへり。それに劣る可らず迚。面五尺の折敷に十番の菜肴點心百種五味の魚鳥云々。飯後に旨酒三獻過て。茶の懸物に百物百の外に又前引の置物をしけるに。初度の頭人は奥染物各百宛六十三人が前につむ。第二度の頭人は色々の小袖十重宛。三番の頭人は沈の杫(ホタ)百兩宛。麝香の臍三宛添て置云々。一樣に是を引。以後の頭人二十餘人。我人に勝れむと樣を替數を盡て。山の如く積重ぬ。されば其貧幾千萬と云ことを知らず。是をも責て取て歸らば。互に是を以て彼に替たる

物共とすべし。友に連たる遁世者見物の爲に集る。田樂。猿樂。傾城。白拍子抔に。皆取くれて手を空して歸りしかば云々とあり。これらの前引物は客より出す物共なり。

ヒキヤク　飛脚は。德川幕府のころ。今の郵便物を取扱ふ一種の營業にして。巨商之を行ひ。公用と雖も此營業者に托したるものなり。其名稱に繼飛脚。諸侯飛脚。町飛脚の稱あり。又其中俗稱に。三度飛脚。通馬早飛脚。仕立早飛脚。登早繼飛脚。間飛脚。差込幸便。催合幸便等の種類ありて。其發送制度の改正せしも亦少なからず。其詳かなるとは驛遞志稿にあり。因て玆に抄す」。第二千三百年代に至り。飛脚の法制徐く定り。天正十八年德川氏始て道中繼飛脚を置く。所謂【繼飛脚】なる者は。驛傳官脚の義にして。老中證文を以て。諸國に下す所の書函を領し。之を驛傳して前所に致さしむるを云なり。各驛之か爲に其受くる所の俸米を名つけて繼飛脚給米と云。德川氏執政二百六十有餘年。其制度一も變更することなし。當時諸國の領主も亦其采邑より江戸に往復する急脚を置かさる者なし。中に就て紀州。尾州等の如きは特に其制を異にし。東海道路次七里每一の小舍を設け。各舍配布する所の急脚互に遞傳して之を致す。名つけて七里飛脚と云。其他多くは其下卒を以て飛脚となす。以上は其の事皆官府に屬せり。又當時民間に町飛脚なるものあり。大阪城衞戍の諸士其家隷を以て家信を通するに始り。寛文中に至り。町飛脚と公稱し。竟に民間重要の業となる。爾後二百有餘年天下通信の道ある者は唯此一法のみ。其後人民の福祉漸く增長し。終に今日郵便の便益を享くるに至れり豈亦幸ならすや。○昔日政府の通信即繼飛脚なるものは。天正十八年江戸傳馬役馬込勘解由等に其繼飛脚給米として。武藏國豐島郡寶田村に於て高十二石三斗六升の地を給し。寛永十年諸道各驛亦皆繼飛脚給米を給するに始る。元祿九年繼飛脚公書遞傳の時限を定めて江戸より勢州山田に至れは三十一時。若急行すれば二十七八時。大阪は四十八時。京都は四十五時。若急行すれは四十一時。又無剋と名くる最急便は二十八時より三十時。駿府は十二三時。若急行すれは十一時。日光は九時半より九時。若急行すれは八時半より九時也。享保三年繼飛脚狀箱賄所營築金八十兩を品川驛に給す。二十年江戸兩傳馬町名主等連署禀申して路次繼飛脚公書遞傳の障害をなすを禁せられんとを請ふ。乃之を許して各驛に公布す。寶曆十三年京都。大阪發する所の繼飛脚公書遞送の時剋を改正す。京より江戸に至る剋付證文を以て。遞送する急公用は三日限。中急用は四日限。問屋賄諸官吏大急用は五日限。中急用は六日限。平常便は七日限となし。大阪より江戸に至る剋付公書函は三十六七時限。若中山道を通行すれは一日增。即四十五六時なり。凡京都。大阪を發する急公用は。其證文上に於て。兩地出發の時刻及遞送日限を記し。其公書品川驛に着すれは。則名主直に之を老中に呈す。四日限急公用は大阪傳馬所之に添書して其急用なるの旨を記し。五日限平常公用。六日限中急公用は共に之を記せす。又諸官吏發する所の大急公用及平常公用を以て驛傳に托するものを名つけて問屋賄と云ふ。」尾州家七里飛脚の制は。武藏國荏原郡六鄕村より。東海道池鯉鮒に至る中間十八ヶ所に於て小舍を設け。紀州は神奈川驛より佐屋驛に至る中間十四ヶ所に於て之を設け。各所急脚を置て其往復の書函を轉送せしむ。尾州は用事の緩急に從て其飛脚を三種に分つ。其一。十文字七里往復共に戌牌の下刻を以て發し。第五日曉天を以て着す。平常遞送物を以て之に托す。其二。貳人前七里戌牌の下刻を以て發し。第四日曉天を以て着す。其稍急なるものを以て之に托す。其三。一文字七里路次二十五六時間を以て着す。其最急便を以て之に托す。又別に行李遞傳の飛脚あり。寛政元年紀州。尾州の兩家及東海道各驛に令して。從來兩家發する所の月並定飛脚行李に一定の制限なしと雖とも。自今一回七駄を限らしめ。若此定數を超過すれは驛傳爲に其遞送をなさゞらしむ。文政四年尾州家其家政を改革し。先に例として發する所の東海道七里飛脚を廢し。其書函には皆家老證文添書及印鑑を付し。東海。中山兩道驛傳をして之を遞送せしむ。其他諸侯發する所の急脚は。徐く文政七年に至て其一定の制あり。凡侯伯諸士發する所の晝夜遞傳の飛脚は。寅牌戌牌間は本馬賃錢は二百文。輕尻は百五十文。人夫は百文。夜間遞傳の飛脚は戌牌寅牌間は本馬は三百文。輕尻は二百文。人夫は二百文。晝間の急行は寅牌戌牌間本馬は三百文。輕尻は二百文。人夫は百七十文。夜間急行は戌牌寅牌間は本馬四百文。輕尻は三百文。人夫は二百五十文なり。」曩昔以來人民未飛脚を以て其業となす者あらす。第二千三百年代元和元年(一に寛永十六年に作る)に至り。大阪城定番の諸士東海道各驛驛長等と相議し。始て其家隷を以て飛脚となし。每月八の日を以て之を發す。人呼んで【三度飛脚】と云。其發行三回なるの故を以てなり。其後大阪商賈等竊に之れに倣ひ。飛脚を以て其業となす者ありと雖も。皆其地衞戍兵の庇蔭に賴り名を其下卒に藉り。其法被を服し雙刀を帶す。此法を以て其業を營むと五十餘年。寛文三年に至り。三都商賈等(大阪彌兵衞町藤屋市兵衞。谷町堀の前江戸屋平兵衞。革屋町二丁目銘屋長兵衞。內淡路町中島屋門右衞門。」江戸瀨戸物町備前屋與兵衞。本町山田屋八左衞門。駿

河町大津六左衞門。左內町和泉屋甚兵衞。新橋南二丁目角左衞門。與左衞門。京都高倉通大黑屋庄二郞。御幸町伏見屋某。烏丸江戸屋吉兵衞の十三名也)相議し。大に舊制を更革し。大阪城衞戍諸士の保護を辭し。新に町飛脚問屋抱宰領と稱し。始て買人の旅裝をなす。當時大阪飛脚の江戸に着する各其旅亭の戸外に於て。筵席を敷き。書狀及其轉輸する所の貨物を排列して。路人の縱覽に供す。若自己の姓名を認る者あれは。則飛脚屋に乞て之を領し。且其歸便を問て復書を投するを例とす。是年町飛脚東海道通行の日程を定て凡六日となす。時人之を呼て定六と云。四年大阪町飛脚發行日を定め公私の別なく。每月二日。十二日。二十二日を以て發す。人又呼て三度飛脚と云。十一年大阪飛脚商等江戸同業と相議し。始て兩地商賈の金銀遞送を爲す。依て金飛脚の招牌を揭く。其後組合中月番を定めて之を擔當す。仍て名つけて手板組と云ふ。當時此組合に同盟する者は島屋三右衞門。河內屋彥右衞門。島屋伊兵衞。加賀屋宗右衞門。島屋七兵衞。佐渡屋治右衞門。島屋藤兵衞。紀伊國屋九兵衞。島屋忠右衞門。加賀屋五郞右衞門。加賀屋仁右衞門。加賀屋茂兵衞。島屋彌十郞。備前屋與兵衞以上十四人にして各人銀百枚を出して。以て其資金に充つ。寬文中三度飛脚每月定便遞送の爲に每度馬三匹の印鑑を官給す。元祿十一年先に三度飛脚問屋ありと雖とも。其定期發着をなさゞるを以て時々公用物の遞傳を遲滯す。大阪町奉行安藤駿河守。飛脚總問屋十六人(一書に大阪北新町島屋伊兵衞。內淡路町島屋七兵衞。同島屋茂兵衞。北蠏屋町河內屋喜右衞門。南本町紀伊國屋九兵衞。內淡路町加賀屋惣右衞門。革屋町島屋三右衞門。南鍛屋町島屋忠右衞門。大澤町加賀屋五郞右衞門。舟浦町佐渡屋治右衞門。以上十人に作り。又一書に京都飛脚問屋十二人に作る)に諭し。每夕順番を以て之を發せしむ。且其組合を定めて順番仲間と云。又路次日限を定めて五日。六日。七日。八日の四種に分つ。正德二年京都。大阪及駿府在番諸士等過重の行李を以て。三度飛脚に托するを禁す。又三度飛脚の徹夜急行する者は。必大阪。駿府番頭の傳符を携へしむ。五年江戸若狹屋忠右衞門。東海道步行飛脚を始む。享保三年紙屋平左衞門飛脚屋を上州高崎に開く。九年陸奧國福島上州屋傳右衞門飛脚問屋を開く。十四年島屋佐七飛脚問屋を上州伊勢崎に開く。二十年近江屋五兵衞等飛脚問屋を上州藤岡に開く。元文四年大阪飛脚問屋柳屋嘉兵衞等。柳屋早飛脚を創業し。路次騎馬を以て往復す。時人呼て通馬早飛脚と云。寬保元年先に三都飛脚商等互に釁隙を生し。京都飛脚商等遂に之を訴ふ。評定所之を勸解す。此に於て京屋彌兵衞。山城屋宗左衞門。伏見屋五兵衞。島屋佐右衞門。十七屋孫兵衞。木津屋六左衞門。和泉屋甚兵衞。大阪屋茂兵衞の八商相和して其約束を定む。曰く。每月二六九の九回發行の仕立早飛脚は大阪屋茂兵衞古來の株業たるを以て。自今八家集る所の一切の早便物は。皆之を大阪屋茂兵衞に致し。先例の如く東海道十八ヶ所に於て遞傳せしむべし。又新に早飛脚仲間八軒の會所を設け。其發行定日を一四八の九回となし。其早便物を集合し。亦道中十八ヶ所をして之を遞傳せしむ。右兩番十八回の外三五七十の十二回は之を折半し。兩番各六回に分つ。又特發早便物は前條の如く問屋の便宜に從て之を發し。又各地早便の着所を定めて京都は組合問屋。大阪は柳屋嘉兵衞。大津は相模屋傳兵衞の三店となす。又早便竝便飛脚賃錢を定て。三日半限金九兩二分。但京大阪與伊勢共に同し。四日限仕立金八兩二分。同持合仕立金四兩。五日限仕立金二兩二分。幸便早封狀一通錢二百文。常便物は金百兩賃銀十三匁。丁銀一貫目賃銀八匁五分。荷物一貫目賃銀八匁となす。又早便物を以て兩早會所に托するものは三日半限金八兩一分。大阪金八兩二分。四日限特發賃金六兩二分。同觸代金三兩。五日限觸代金二兩。〻四日切合金一兩一分。五日切合金三分。六日切合金二分。右は其の重量七百目以內を限る。以外は每六百目に賃錢百五十文を增す。又早封狀一通錢百文。道中上錢三百五十文。但二通入以上五六通以下を限る。幸便五日限荷物一貫目賃銀一貫五百文となす。二年手板組飛脚商等相議して東海道及中國筋金銀遞送法を改正し。江戸大阪間金百兩賃銀十一匁。銀一貫目賃銀七匁。荷物一貫目賃銀六匁。中國筋金百兩賃銀九匁五分となす。三年先に江戸森山町若狹屋忠右衞門等登早繼飛脚を開き。其業を營むと既に三十七八年。當時に至て其業益盛なり。島屋佐右衞門等其競立すべからさるを以て大に之を嫉み。其官准なきを名として之を譖訴す。依て忠右衞門等其業を禁止せらる。佐右衞門等亦大に之を恐れ。先に忠右衞門に倣て。竊に營む所の早繼飛脚を停む。是年令して早飛脚行李中に金貨を封入するを禁す。延享元年江戸飛脚商近江屋嘉平次。島屋佐右衞門。江戸屋吉郞兵衞等。更に官准を得て擢狀急便を發す。是曾て禁止せられたる若狹屋忠右衞門か早飛脚に代るなり。先に登早繼飛脚路次停渡等に遇へは。則其の駄中より急用に係れる書狀行李を援擢し。別に急脚に付し宰領尾行して之を點檢するの舊法あり。今又其法に傚ひ其駄中より急便を擢出し。晝夜の別なく。遞夫三人を以て之を送る。大阪柳屋嘉兵衞發する所の馬早飛脚組合の如きも亦其迅速なるを稱し。其急便物を以て此擢狀便に托するに至る。抑〻拔狀に二種あり。日庭拔狀。日道中拔狀是なり。其

庭拔狀なる者は初め飛脚屋の廛頭に於て之を抽擢し。道中拔狀なる者は其路次に於て之を擢出す。其宰領は豫め騎馬を以て之を要し。其書狀を領すれは則馳驅して之を送る【庭拔狀】なる者は。其發行飛脚商の廛頭に於て。別に行李を製して。私に之を發するを例とすと雖とも。固より官府法制の禁する所なり。二年飛脚商等東海道飛脚賃錢を更正し。駄荷金二兩三分以上每一貫目に銀五匁を增し。三十貫目以內は減量每一貫目に賃銀五匁を減す。乘下十二貫目賃金二兩三分。仕分荷二十二貫目賃金一兩一分二朱。乘下六貫目以內賃金一兩二分となす。是年江戸。大阪飛脚商等相議し兩地の發着を改正し。毎月四日。十四日。二十四日となし。其道中日限を八日限及び九日限となし。又其種類を分て仕立飛脚。間飛脚の二種となし。書狀一通の賃錢四十二文となし。毎月三回發行の書狀行李は賃錢十一匁。五日限差込幸便は賃錢四百文。六日限賃錢三百文。七日限賃錢二百文。荷物一貫目賃錢九匁五分。封狀一通賃銀一匁五分。八日限書函目方一貫目は賃銀十四匁。同書函一通入より二通入は賃銀三匁五分。同三通入より五通入は賃銀四匁五分。同量目百十匁より二百目は每百目に銀五匁を增す。同二百十匁以上は。每百目に賃銀四匁五分を增す。金百兩は賃銀二十二匁。同五十兩以下は每十兩に賃銀四匁を減す。四日半限仕立飛脚書狀は每百目賃銀九匁を增す。五日限同書狀賃金五兩二匁。狀函三百目以上每百目に銀十匁を增す。六日限同賃金四兩。七日限同賃金二兩三分。五日限仕立飛脚幸便賃金三分銀十匁。六日限同賃金二分銀八匁五分。七日限同賃金一匁銀七匁となす。七年飛脚商島屋佐右衛門奥州福島より京都に往復する荷物保險及金銀爲換を開く。是年島屋佐右衛門江戸より備中松山代官所に至る定期飛脚を開く。又大阪江源組東海道飛脚賃金を改正し。一駄金四兩一分。乘下金三兩二分。小盡の月は其追込賃として增金二分を收め。書狀行李は賃銀四匁五分。金百兩は賃銀五匁六分となす。又三都飛脚商等相議し。東海道飛脚賃錢を改正し。八日限九日限。小封書狀一通の賃銀六匁。中封書狀は銀一匁。大封書狀目方百目以內は銀一匁五分。以上每十匁に賃銀五分を增す。五日限小封書狀目方五十匁以內は銀五匁。大封書狀目方百目以內は銀八匁五分。金百兩は銀二十匁となす。四年東海道各驛に令して三度飛脚荷物遞傳遲滯せざらしむ。是年令して京都。大阪三度飛脚等過貫目の行李を發し徹夜之を遞傳し。其行李中に商貨を混入するを禁す。寬延二年江戸飛脚商越後屋七郎右衛門。丸屋六兵衛。湊屋庄兵衛。井筒屋八郎兵衛。越後屋孫兵衛。近江屋安兵衛。若松屋甚兵衛。奈良屋三右衛門。笹屋七郎兵衛。江戸屋吉郎兵衛。大黑屋庄次郎。壺屋喜助の十二人相議し。京都早會所順番遞送法に倣ひ。室町二丁目十七屋孫兵衛を以て繼立元問屋となし。江戸順番仲間を開き。東海道往復日限を定て七日とし。毎日傳馬三匹を以て往復す。寶曆元年江戸飛脚商等上野國より三都に通する定期飛脚を開き其賃錢を定む。伊勢崎より江戸に至る金百兩の賃錢百文。高崎よりは錢六十四文。本庄よりは錢百文。高崎より藤岡に至れは錢六十四文。富岡伊勢崎及高崎より京都。大阪に至る金百兩の賃銀十一匁。大阪に至る荷物一駄銀五匁五分。京都に至れは銀五匁。伊勢に至れば六匁五分。土山驛に至れは銀五匁となす。二年江戸より備後國に至る飛脚定便を開く。是年丹波。美作兩國も亦之を開く。三年江戸飛脚問屋相議し。東海道飛脚賃錢を改正し。小封書狀一通銀七分。二通入一封賃銀一匁六分。四五通入一封銀二匁二分。八日限目方一貫目銀二十八匁。金百兩銀十五匁。仕立時廻四日限金三兩二分銀五匁。同四日半限金三兩銀五匁。同五日限金二兩二分銀十匁。同六日限金三分銀五匁。催合(モアイ)幸便五日限銀七匁五分。同六日限銀六分。同七日限銀五匁五分。書函は百目以內を限り以上每十匁に賃銀六分を增す。明和四年飛脚問屋島屋三右衛門。其部下飛脚の途上賊刃に斃るゝもの二十三人。及盜賊四人の冥福を洛東一心院に修し。金五百二十五兩。錢百三十八貫文。米二十五石を以て。其遺族及部下遞夫等に給す。安永二年三都定飛脚問屋等相議し東海道に於て二十八ヶ所の取次所を設け。毎月十二回の三都定便を發す。西上州路及奥州。甲州道中も。亦其取次所を設けて有期定便を發す。七年三都定飛脚商等官准を得て東海道飛脚賃錢を改正し。金百兩は賃銀十一匁。銀一貫目は賃銀八匁五分。荷物一貫目は賃銀七匁五分。書狀一通は賃銀六分となす。天明二年始て定飛脚問屋の株式を許す。依て其冥加銀として初年金百兩を納め。後例として年々金五十兩を納めしむ。又江戸飛脚商等新に稟准を得て大阪定飛脚問屋と公稱す。依て從前揭くる所の金飛脚問屋の招牌を改て。大阪定飛脚問屋となす。且其規程を定む。曰。荷物貫目は法例を遵守して。私に之を重くす可らす。曰。飛脚賃銀は組合議定するに非れは。妄に之を昂低すへからす。曰。武家及市井の顧主過分の大金遞送を委托すれば。其姓名を糺すに非れは之を遞送せす。曰。貨物遞送以後の檢査は五年を限るべし。曰。其遞送する所の金銀を以て脚夫に托すへからす。曰。互に其賃錢を競爭すべからす。曰。宰領等をして途中暴行あらしむる勿れ。是年令す。近來各驛三度飛脚荷物の遞送を遲滯し大に公用に妨あり。依て三都飛脚問屋京屋彌兵衛。山城屋宗右衛門。木澤屋六左衛門。山田屋八左衛門。伏見屋五兵衛。島屋佐右衛門。

大阪屋茂兵衞。和泉屋甚兵衞。十七屋孫兵衞の九家に命し。其廛頭に於て飛脚問屋の招牌を揭けしめ。其遞送の行李は皆飛脚の傳符を插ましめ。其宰領は皆烙印札を付與し。各驛亦其勘合印を豫付し。之と勘合して而後定賃錢を以て往復をなすを許す。各驛皆此旨を體し荷物の公私を論せす。其着順に從ひ片時と雖とも遲滯すへからす。三年三都定飛脚問屋取次所を木曾街道に設く。寬政元年島屋。大阪屋。和泉屋三家組合を定めて。水戶。紀州兩家の公用物を遞送す。島屋は水戶家。大阪屋は紀州家共に二六九。九回を以て之を發す。和泉屋は島屋。大阪屋兩店の遞送を補助す。三年定飛脚問屋甲會所其組合規程を定む。江戶より大阪に至る四日限鞘子驛拔狀京都未牌着は賃金一兩二分。大阪亥牌着は賃金一兩三分。五日限桑名驛拔狀は京都は賃金二分。大阪は賃金三分となす。又拔狀傳符には其表面に定飛脚問屋甲會所宰領の名を記す。其下方に圈内に甲の字ある烙印を押し。其下方に拔狀の二字。其裏面の烙印。六年先に京都三度飛脚商等其規程を改定し。東海道各驛に報す。曰。先に江戶出店の發行順番日は古來每夕本番飛脚五十六人を發するを例とし。江戶より大阪に至る飛脚店の發行順番は。島屋佐右衞門。大阪屋茂兵衞。山城屋宗左衞門相議して每月二六九の九回を以て之を發し。和泉屋甚兵衞は一四八の九回を以て之を發す。又天明元年以來島屋佐右衞門か發する所の水戶家公用。及大阪屋茂兵衞發する所の紀州家。茶荷物は共に每月二六の六回にして。其行李中に於て商貨及金銀を混入するを恒例とす。又京都。大阪兩城番衆の書狀は每月二の日三回にして。京都越後屋孫兵衞之を發し。江戶京屋彌兵衞之を領し。大阪は尾張屋七兵衞之を發し。江戶和泉屋甚兵衞之を領す。此書狀行李中にも亦商貨金銀を混入すと雖も。官府固より不問に付せらるゝ所なり。十一年大阪飛脚問屋江戶屋久右衞門請願して曰。從來大阪飛脚問屋組合において發する所の早飛脚は。每月一二四五七八の十八回にして。五日限。六日限の早狀早荷物は仲間十軒中獨攝津國屋十右衞門。江戶屋平左衞門。天滿屋彌左衞門の三家別に順番を定めて之を發し。組合平均に之を發せさるを以て。組合之か爲に常に釁隙を生す。且徃古は道中驛馬饒多なるを以て。定便遲滯なく通行すと雖。十四五年來諸道驛馬の支障甚だ多きを以て。五日。六日の兩便多く其定日を遲滯し。動もすれは七日。八日に至る。且江戶通商諸問屋發する所の書狀荷物。年々其多きを加ふるに隨ひ。飛脚仲間も其顧主を競爭し。互に賃錢を低落し。道中巨多の增金を出さゞるを得す。故に每回巨多の損耗を來し。且之か爲に其高價を以て請合ふ所の大阪諸家公用。及西國諸侯發する所の五日限の書狀常に延着し。屢日限切れとなり其譴責を免れざるに至る。依て今先に退轉する所の大阪早飛脚仕立所柳屋嘉兵衞が家業を再興し。每月十八回を以て仲間中集る所の早狀早荷物を集合し。乘下十八貫目に造り其賃錢と共に其宰領に付して之を發行せしむ。但仕立問屋に於ては別に其口錢を收めす。又大阪諸家五日限公用狀及西國筋諸侯五日限官用の早狀早荷物は途中に於て。其乘下行李中より之を援擢して援早荷物となし。其量三貫目を限り走飛脚を以て送致すへし。然は則天災停渡等を除き必五日限を以て江戶に着すへし。但右走り飛脚は特に高價の賃錢を要するを以て。仲間中協議して援早荷物每一貫日の增銀五十匁。即三貫目銀百五十匁を出し。仕立問屋柳屋に交付すへし。但右仕立口錢は一切右額中に含有するものとす。右早荷物日方十匁の賃錢五匁を以て道中五日限。相違なく到着するに至らは。諸問屋平生の書狀荷物も亦之か爲に世上の信用を增すへし。但諸問屋平日低價を以て受負ふ所の七日。八日。九日の通常便は從前に異なるとなし。右拔早飛脚の仕法は。去延享元年江戶奉行所の許可を得るを以て。江戶飛脚仲間に於ては既に之を實行せり。然に大阪仲間に於て尙未其發行をなさゞる者は其賃銀殊に多きを要し。且仲間の業務同一ならざるに依る。今協議既に成るを以て其發行を申禀す。乃之を許す。享和三年三月江戶定飛脚仲間年行事勤仕順番を定めて。亥巳は大阪屋茂兵衞。子午は京屋彌兵衞。丑未は伏見屋五兵衞。寅申は和泉屋甚兵衞。卯酉は島屋佐右衞門となす。又先に一本仕立書狀受負の方法宜からさるを以て。漸く減少して。人終に之を發せざるに至る。依て定飛脚規程を改定して。其積弊を芟除す。又先に天明二年一月官准を得て。定る所の飛脚仲間廛頭掛看板。及定飛脚規程を改正す。文化三年官始めて定飛脚規程の印行を許す。是年大阪島屋三右衞門西國筋米飛脚を創業し。每月十度の竝便を發す。其各地賃錢左の如し。播州明石銀三分。同姬路銀五分。同高砂銀五分。同赤穗銀五分。備前岡山銀六分。金岡西大寺銀六分。伯州米子銀二匁五分。作州津山銀二匁五分。雲州松江銀五分。板倉宮内銀一匁。庭瀨倉敷銀一匁五分。玉島笠岡銀一匁五分。備後福山銀二匁。讃州金比羅銀三匁五分。同高松銀二匁。尾道三原一匁五分。藝州廣島銀二匁。薩州鹿兒島銀十匁。肥前長崎銀三匁。壹岐對馬銀六匁五分。藝州宮島銀二匁五分。防州岩國銀二匁。同山口銀一匁五分。同三田尻銀一匁五分。長州萩銀二匁。同下の關銀一匁五分。豐前小倉銀一匁五分。同中津銀三匁。筑前福岡銀三匁。同博多銀三匁。筑後久留米銀四匁五分。同柳川銀四匁。肥前佐賀銀三匁。肥後熊本銀四匁五

ヒキヤ

分。但金銀遞送及先拂書狀を遞送せす。又荷物飛脚發行の定日は毎月一六の六回と定め。其量目一貫目を限る。十四年大阪屋茂兵衛發する所の東海道飛脚發日を改正す。又二條。大阪兩城番士十二組の公用遞送を以て江戸通日雇受負人六組年行事近江屋重右衛門に託す。文政二年大阪三度飛脚攝津國屋十右衛門。尾張屋惣右衛門。天滿屋彌左衛門。江戸屋平右衛門。天滿屋吉右衛門。江戸屋九右衛門。尾張屋吉兵衛。近江屋喜平次。尾張屋七兵衛の九名組合を結て。江戸三度飛脚仲間仕法を定む。五年令して。千住以北。水戸道中を經て。奥州仙臺に至る定飛脚荷物は。皆定賃錢を以て遞傳せしむ。七年令して品川。千住。板橋。內藤新宿の四驛貫目改所に於て。諸道通行の飛脚行李を檢査せしむ。八年二條。大阪城番發する所の定飛脚行李は皆定賃錢を以て通行するを許す。天保元年令して飛脚荷物遞傳の遲滯勿らしむ。五年又中山道各驛に令して。飛脚荷物遞傳の遲滯勿らしむ。六年飛脚行李中に商貨を混入するの禁令を復し。若之を犯すものは直に其宰領を縛し。其行李を解剖せしむ。七年大阪飛脚問屋天滿屋彌左衛門。尾張屋惣右衛門。攝津國屋十右衛門等。江戸屋平右衛門を以て其證人となし。大阪城番衆の公用を遞送すると。毎月三回一年三十六度。其賃金八十兩。八年先に正德。延享以來驛傳の禁令大に弛緩し。諸國農商等商貨を以て武家縉紳の行李に擬裝し。或は商貨を以て飛脚行李中に混入す。自今此禁を犯すものは本主係累を併せて皆之を罰せしむ。又先に島屋佐右衛門發する所の西國筋米飛脚定便を廢す。九年近來飛脚荷物の遞傳大に遲滯するを以て。三都定飛脚問屋等東海道各驛と相議し。年々毎驛に其助成金若干を給與す。延享元年極。金子入之書狀請取道中にて切解金子遣捨候飛脚金高多少に不依死罪。安政三年島屋佐右衛門中山道追分驛より信州善光寺を經て越後新潟に至る定期飛脚を開く。元治元年東海道大津驛の飛脚賃錢を改定す。明治元年七月各地飛脚賃錢の制を定む。八月定飛脚問屋の請願を以て東海道東行の定便は毎月二五八の日。西行の定便は二六九の日。上下合して十八度。毎回本馬四匹行李七十二駄とし。其他急便東行は毎月二五八の日。同西行は三四六九の日上下合して二十一度。毎回本馬一匹共に本賃錢十倍增を以て其通行を許す。又飛脚賃錢を定め京都より東京に至る三日限書狀仕立賃金二十一兩二分。三日半限賃金十六兩二分。四日限賃金十二兩。五日限賃金九兩。六日限賃金六兩となす。九月驛遞規則を定む。十二月東京。京都間の公書遞傳定便を開き。毎月五。十兩日を以て之を發し。道中六日を以て着せしむ。二年四月先に諸道人馬賃錢六倍五割增を令するの日。三都定飛脚人馬は皆元賃錢十倍增たるを令すと雖とも。今定賃錢十倍增の令あるを以て。相對賃錢と雖とも之に比すれは大なる逕庭あることなし。依て自今皆相對賃錢を以て之を遞送せしむ。五月京都飛脚發日五。十の兩日を改めて。四。九兩日となす。是月三都定飛脚問屋京屋彌兵衛。山田屋八右衛門。和泉屋甚兵衛。江戸屋仁三郎。島屋佐右衛門。品川驛と相議し。相對賃錢を定めて一里錢一貫文となす。七月令して定飛脚行李の遞傳遲滯なからしむ。三年三月京都。東京間毎月六回公用便の往來六日を改めて十日となす。六月通商三會社頭取吉村甚兵衛等か請願する所の。東京より越後新潟に至る相對賃錢飛脚開業を許す。是月京都。大阪往復急公用狀を以て三都定飛脚に托するを廢し。別に賃錢を定めて之を遞送す。九月東京飛脚問屋吉村甚兵衛等奥州筋二。七。六。四。十二回の飛脚定便を開く。十二月信書郵便開設あるを以て。沿道藩縣に令して。東海道各驛及伏見より守口に至る各驛。皆書狀集函及郵便切手賣捌所を設けしむ。四年正月令して本年三月以降新式郵便を開き。毎日東京より京都に至れは三十六時間。大阪に至れは三十九時間を限り。東海道各驛四方四五里の各村及勢州美濃路等も亦右幸便を布くを以て賃錢切手を買ひ之に貼付して。法の如く東京は四日市。京都は姉小路車屋町。大阪は中の島郵便役所に出さしむ。是月郵便切手の發行を令す。又郵便開設を以て。各地方官に令して各驛書狀の遞傳及切手賣捌所を監督せしむ。又た郵便開設を以て。書狀差出法及三都書狀集函設置の位置を諭示す。七月橫濱郵便役所を置き。八月函館。新潟。長崎。神戸四港に郵便役所を置く。是月大阪以西の書狀發行法を令す。十月本支兩道郵便賃錢表を發す。十二月東京。長崎間九十五時間の郵便を開き。又相州橫須賀武州金澤に至る毎月十二回の郵便を開く。五年三月東京府下の郵便を開く。是月改正增補郵便規則を發す。六月東京。橫濱間毎日五回往復の郵便を開く。是月東京府內及橫濱市街往復改正規則を發す。又本年七月以降北海道後志。膽振兩國以北を除き。國內一般本支兩道の別なく。凡縣廳の在地。及港津市驛等にして公私要事繁多なるの地は。皆其信書遞送をなすを令す。六年三月令して。本年四月一日以降郵便賃錢の稱呼を廢し。更に郵便稅を擧行し。量目等一の信書は其里程の遠近に拘らす。國內普通等一の郵便稅を收め。且五月一日以來信書遞送の事皆驛遞頭の特任に歸せしめ。其他何人を問はす信書遞送をなすを禁す。此に至て我邦郵便の制始て定る」とあり。なほ郵便の條を參照すべし。

江戸町飛脚と云ふあり。之は江戸市中を今の新聞配達の如く。書狀を入れたる箱

ヒキヤ

を荷ひ。風鈴を鳴して所々を廻り。以て書狀配達を致せしものなり。續武江年表安政元甲寅年十二月の條に。此頃町飛脚といふ者市中へ出て書簡を屆くるをもてなりはひとす。淺草より出たるが始めにて。所々より出つ。ちいさ成箱を脊負棒の先へ風鈴を下る」とあり。明治後郵便の便利あるを以て自ら絕えたり。尙ほエキデム。イウビムを見よ。

ビクニ　比丘尼。（ソウリヨ。アマを見よ）

ビクワウチヨチク　備荒貯蓄。古より飢饉及び天災地變等の爲めに。民衆の苦艱に陷ることは。史乘及び本書か各條下に示せるか如し。而して此時に當り或は田租を免し。或は賑恤金を與へ。或は節儉勤勉を命したることあり。然れとも世運の進步するに從ひ。人民の自助心によるを勉め。常平倉を設くるの制もありしが。明治元年六月兵燹。洪水にかゝりしものゝ救助方法を示し。各府縣をして此事務を執らしめ。同二年府縣施政順序中に凶荒豫防。窮民救助の方法を定め。同年七月之か設備を命し。同十二月給米及日數等を定め。同三年二月民部省より農具代貸付。同六年貸費年賦返還の法。五年五月一時救助の規則。七年十二月救恤規則。八年七月申請調査の手續。同十年九月第六十二號布告を以て凶歲に租稅延滯納付規則を制定し。同十三年六月第三十一號布告を以て備荒貯蓄法を定め。平素其地租額に應し最少額の地方稅を納付せしめ。之れを地方長官指定の金庫若くは銀行に預け入れ。有時の日に至り。內務大臣の監督を受けて之を支出し。以て一時を救ふものにして。明治三十二年三月法律第七十七號を以て罹災救助基金法を制定し之を廢せり。即ち各府縣は直接國稅百分の三以內の附加稅を課し。最少額五十萬圓以上を積み。而も明治二十年より二十九年迄備荒貯蓄法により支給したる平均年額二十倍以上を貯蓄し。國庫は向十年間每年十五萬圓を支出して其定限額に達せさる府縣を補助し。其各府縣の積立てたる割合に應して之を配賦し。罹災者あるに當り。左の費用を支出す。避難所費。食料費。被服費。治療費。小屋掛費。就業費。其管理支出の方法は府縣會の議決を經。內務。大藏兩大臣の認可を受くるものとす。

ヒグワシ　干菓子。（クワシを見よ）

ヒクワム　被管は。官省の下に屬する寮を呼ぶ名稱なり。貞丈雜記云。被管と云は。其官の下に支配する官を云也。たとへは中務省の支配下に。大舍人寮。圖書寮。內藏寮などの類は被管也。中務の支配を受くる官也（被管の管の字は竹かむりをくはへて書也。官の字に非ず）。右の如くなりしも。漸々汎く其稱を　ふるこ

とゝなり。鄕士の如き者迄も。此稱を付するに至れり。其は貞丈雜記に。被管衆と云は。古知行所に地侍とて。昔より其地に住居し來りたる侍あり。其侍を地頭より支配してめし仕ふ也。被管と書て。管せらるゝとよむ也。支配を受ると云心也。家臣同意に地頭へ奉公する也と言ふを以て知るへし。

ヒゲ　鬚髯は。古くはその生ふるに任したるをは。神代紀八束の髯及び鬚切丸の刀などあるに徵すべし。然るに佛教渡來當時より剃刀を用ゐるに至りて。公卿。王族は僅かに鼻下を殘して剃りしが如し。武家にありても太平の久しきに慣れて。足利氏の末頃は。毛拔にて抽き去りしものと見え。來客の煙草盆にも毛拔を添へありしといふ。加藤淸正が髯生したるを或人剃れと勸めたるに。此髯にて面頰を着けたる時好く着くなりと答へし由。この頃より髯剃る人多くなりしなるべし。德川時代の制度には。若者下髭は曲事の一にかぞへられたり。即殿居袋に。【大ひげ】右は頰並口之上下をひげ長く生ひ候事に御座候哉。腮の下に當時生候人も有之候は。御構無之事に御座候哉。右之通晳記相見申候。然は今に御法度御事に御座候。勿論貴賤上下抑並而之御制禁之事に可有御座候哉。御大名樣方。御旗本樣方又は陪臣百姓町人の內にても同樣之儀に御座候哉之事。「書面の通は寬文十戊年被仰出候儀に有之。貴賤之無差別。當時も御制禁勿論之事に候」とあり。【懸髯】貞享。元祿の頃。髯なき者紙にて髯を作りて耳より掛く。劇場に行はれしものなれとも。遊里通ひ抔に忍び行くに適する故之を懸け行く也。茶屋船宿にて貸しも爲し賣行きもしたり。假髯は柳亭種彥の作還魂紙料に。近頃迄町奴か塗りて行きし」とあり。維新後は泰西の俗にならひて。至尊を御はじめ貴顯其他鬚髯を蓄ふるもの多し。

ヒケシ　火消。（クワジ。セウバウを見よ）

ヒゴ　肥後は。もと肥前と俱に火國と稱し。和銅年間に。前後の二國に分割せられたるなり。西海道に屬して。東南は日向。薩摩に界し。西は海に臨み。北は筑後。豐後に接す。阿蘇。菊池。益城。託麻。合志。山鹿。山本。玉名。飽田。宇土。八代。葦北。玖麻。天草の十四郡あり。九州中の大國にして。西南は地勢平坦。川流縱横。灌漑に便なり。故に田野大に闢け。其富庶海濱に至りて殊に盛なり。東北は攢峰重嶺相連り。日向の境に及ひては。益險奧にして。其境界を分たず。阿蘇山は正東に位せる噴火山にして。九州第一の高峰なり。其の嶺煙常に絕えず。山勢南に亘りて。峰巒重疊怒濤の如し。玖麻郡は山間の地にして。日向の境に接し。江代。一房の諸山あり。米良。五家の二鄉は殊に深山幽谷の間に在りて。昔時は人跡の到らざる處な

しが。近時漸く相通す。郷中の水は皆東下して。日向に入る。鞍嶽。八方嶽は筑後の境に在りて。山嶺東に亘り。三國嶽に至りて豐後の境を環り。涌蓋山に連りて阿蘇山に接す。是を國の北境とす。宇土郡は海中に突出せる西岬にして。其端を三角瀨戸と云ふ。天草郡の大矢野島と海峽を夾む。西北は肥前と相面ひて前海を擁せり。天草郡は兩大島と。十餘の小島とを合せて一郡となす。下島最大にして。周回七十里。北岬は肥前の島原と海峽を夾み。南端は薩摩の長島に接す。母子嶽を島中の高山とす。此島に在る所の都會を富岡とし。泊舟の地を牛深とす。上島は其東に在り。周回四十里。島中の高峯に倉嶽あり。其他各島の山多く瘠せたり。唯海岸の地は漁を以て產とす。八代。葦北の二郡は國の南境にして。矢筈山其南を遮り。薩摩の國境を限る。白鳥峰其北に峙ち。東は玖麻郡に接し。山脈地勢を兩斷す。西は海濵殊に開け。田野遠く連り。海津。佐敷等の港あり。其間一の海灣をなし。天草の島嶼及薩摩の長島等。其前に羅列す。白川は源を阿蘇山より發し。西流して託麻。飽田二郡の間を彎流し。熊本を過きて海に入る。綠川も亦源を阿蘇山より發して西南に赴き。益城郡の衆流を併せて。宇土に至り海に入る。隈川も亦阿蘇山の東より出てゝ。深山の間を北流し豐後に入る。高の川は三國山より出てゝ。菊池郡の諸水に會し。北境の衆流を集め。西流して海に入る。玖麻川は筑後川に亞ける大河にして。日向の境より來り。水勢急駛。屈曲して西流し。玖麻郡の衆水を併せて。八代に至り海に入る。熊本は有名の都會にして。金峰其西を限り。白川其南を流れ。城市宏壯なり。宇土も亦海濵の小都會なり。熊本城は飽田郡に在り。天正十五年。佐佐成政之に居住し。後加藤清正移て此城に居り。其子忠廣に傳ふ。忠廣罪ありて。國除せらるゝに及て。細川忠利代て此城に居り。世々相承けて。明治新政に及へり。宇土城は宇土郡にありて。天正年中。小西行長の居住せし所なり。慶長五年。加藤氏の有となりしか。寛永九年より細川氏の有する所となり。正保三年。細川氏其族行孝に此城を與へ。行孝の子孫之を傳承せり。明治の初。熊本。人吉の二藩あり。四年七月廢藩置縣の際熊本。人吉二縣を廢して熊本。八代二縣を置く。五年六月熊本縣を廢して白川縣を置く。六年一月八代縣を白川縣に合す。九年二月白川縣を熊本に復し。又熊本縣と稱し。全國を統轄す。物產は。石炭。砥石。茶。蠟。紙。香蕈。葛粉。砂糖。紅花。樟腦。雜穀。陶器。索麪。團扇等なり。

ヒサゴ　瓢。(ヒシヤクを見よ)

ヒザツキ　膝突は。膝を突くべき小き疊なり。宮室調度圖解に云。徒然草百二段に。又五郎男の故實作法に精しき由をかきて。近衛殿着陣し給ひける時。膝突を忘れて。外記を召されけるに。先づ膝突をめさるべくやと。しのびて云へる事見えたり。薄縁の疊を小さく拵へたるものにて。此の上に膝を突きて。物はいふべきなりとぞ」とあり。

ヒジキ　鹿尾菜は。一の海產物にして。食用に供すべきものなり。この物產地多しといへども。從來伊勢の產尤も名あり。和訓栞云。ひずきも和名抄に鹿尾菜をよめり。天長中に停二太宰府貢鹿尾菜一とあるも是れなるへし。雍州府志にいふ羊栖菜也といへり。伊勢物語にひじき藻と見えたり。今しかいへり。千彩藻の義なるへし。伊勢物語の歌によれは。清濁はかよふなるへし。是を送るはなつかしからぬものなから。詞を設けん料なれは也。萬葉集に高安王の裹る鮒を娘子に贈る如し。角のりともいへり。土老人はねいりといふ」とあり。又貿易備考にひじき(羊栖菜。又鹿尾菜。鹿尾藻等の稱あり)は海中の石上に生す。莖細くして。毎節小葉を叢生す。淡黑色なり。又一種ながひじきと稱するものあり。其の形極て長し。竈上に置けは防火の効ありと云ふ。產地は伊勢國度會郡中津浦。相賀浦。鑓柄浦。神前浦。志摩國英虞郡志島村。船越村。御座村。答志郡答志村。桃取村。安乘村。伊豆國加茂郡長津呂村。相模國三浦郡城ヶ島村及ひ浦賀。鎌倉郡江ノ島。安房國長狹郡沿海。陸前國牡鹿郡。桃生郡。本吉郡。宮城郡。石見國那賀郡折居村。紀伊國名草郡。海部郡。有田郡。日高郡。東牟婁郡。西牟婁郡沿海。北牟婁郡道瀨浦。伊豫國喜多郡黑田村。西宇和郡九町浦。三机浦。東宇和郡筋浦。北宇和郡戸島浦。蔣淵浦(宇和島角尾菜と稱す)。豐後國南海部郡。北海部郡(羊栖菜及長羊栖菜)。肥前國南松浦郡五島。三井樂村海濵。肥後國天草郡。壹岐國瀨海各村。對馬國瀨海各村(鹿毛藻及ひ長鹿毛藻)等なり」といへり。

ヒシコ　鯷。(イワシを見よ)

ヒシヅメマツリ　鎭火祭。火災を防くための祭なり。神祇令云。季夏鎭火祭。季冬鎭火祭。義解に。謂在二宮城四方外角一。卜部等鑚レ火而祭。爲レ防二火災一。故曰二鎭火一。公事根源に卜部氏の人火をうちて。宮城の四のすみにて祭事有。火災をふせかんの爲とかや。此の祭禮のあひた秘術多く侍るよし承るなり」といへり。

ヒジヤウアヒヅ　非常相圖。非常のことある時。及皇居御近火の時の信號は。明治五年三月十四日に。自今非常は大砲五發。御近火は三發を以て合圖と定めらる。十四年七月。非常御近火。號砲の儀。以來皇居附屬地に於て施行する旨達せ

られたり。其他兵營及陣中にありて。非常の合圖は。普通喇叭を以てするものにして。非常呼集。非常演習。非常の三に區別するも。小笛或は其他の信號を以てするを妨けず。非常の呼集にありては。兵員盡く武裝して集合するものにして。非常演習は武器を携帶して集合し。非常は眞に非常事變あるときに用ゆるものなるか故に。各室各高級故參軍人の命下に動作するものとす。

ヒシヤク　柄杓は。水を汲む器なり。和訓栞に。和名抄に杓をよめり。水を提る器ゆゑに名るなるべし。建武年中行事に。ひさごを取て水をくみて。神樂杓の歌にも。大原やせかいの水をひさごもてとよめり。後にひさぐと轉じ。又轉してひしやくともいふなり。本草に。木曰㆑杓。瓠曰㆑瓢とみゆ。よて匏をひさごとよむも。右の義にてなりひさごの畧なり。一說に。鎭火祭祝詞に。匏をひさごと訓す。火避の義なりといへり。よて延喜式に。匏四柄と見えたり」といへり。また水呑の杓のこと貞丈雜記に。檜杓の字を用也。水を汲む器也」。鎌倉年中行事に。公方樣御發向之事(中略)。二番目の御力者柄長杓を持(中畧)。長刀は左柄長瓢右也。杓の柄はひろまきをして。柄口の金物にとぢがれを打。越後布一幅にて包み柄を卷べし。其中を長さ一尺二寸。黑革にて結切てさげべし。是は夏など路次にて水を飲ん時に。水を通さんが爲也(越後布は。今の越後ちゞみ也。水を通さん爲に此布を用也。水を通すとは水をこす也(塵を去る爲也)。奥州後三年合戰の繪に。義家朝臣凱陣に馬のくちに副て。力者が首丁頭巾を着て。柄長ひさごを持たる體をゑがけり。柄長杓に手巾を付事。蔭戒記。應永三十二年九月十日の條。今日上皇御幸東山泉涌寺第(中略)。次下北面六人着㆓布衣㆒。一人持㆓御杓㆒。在㆓御右方㆒。杓黑漆蒔繪菊八重有㆓金物㆒。付㆓御手巾㆒。卷㆓付柄㆒懸㆑肩持也。一人御劍在㆓御左方㆒云々。柄長杓には手巾を柄に結付る事也。前九年合戰の繪にも。柄長杓に手巾を付し體を畫かきたり。京極宮諸大夫尾崎大和守說云。昔遠所行幸の時杓を持され候事有之。年中行事繪卷物にも杓に手巾付し體見えたり。是は畢竟御手水に用られし物也」とあり。今萬年柄杓。竹柄杓。茶柄杓等の種類あり。徳川氏の頃は馬に水を飲ましむる爲に漆にて塗りたる柄杓あり。中は朱。周圍は黑にて紋章を付す。諸侯の馬丁は之を腰に挿して馬の先に駈けたるものなり。

ビジユツ　美術。繪畫。彫刻等の藝術を美術と總稱するは。英語Fine Artを飜譯したるものとす。明治十三年の頃觀古美術會なるものを開きしが。美術と云名を公稱したる始めならむか。以來美術學校といひ。慣用語となれり。【美術學校】

東京上野公園にあり。明治二十年十月四日。勅令第五十一號によりて設置せらる。是より先き明治十七年七月。文部省專門。普通兩學務局に於て委員を置き。畫學教育に關する事項を調査せしむ。延て翌十八年十一月に至り。學務一局に圖畫取調掛を置き。尋て之を總務局に移し。遂に圖畫取調掛を以て。東京美術學校とせらる。此時假に事務所を小石川帝國大學附屬植物園に置き。專ら學校開設に係る準備を爲し。尋て二十一年十二月。上野公園地內舊教育博物館跡に移轉し。爰に始めて生徒を募集し。二十二年二月一日より授業を開始せり。本校の組織たるや。普く美術工藝に關する繪畫。圖案。彫刻。建築。彫金。鍛金。鑄金。漆工等の諸科を置き。各科專門の技術家及普通圖畫の教員たるへきものを。養成する所にして(但し建築科は當分之れを缺く)。各科の修業年限を四ケ年となし。入學の初に於て。別に一ケ年間。豫備の課程を履修せしむ。入學志願者は。年齡十七年以上。滿二十六年以下とし。此際入學試驗を要す。其內同校に於て適當と認めたる。公私立技藝學校の卒業生にして。校長の品行善良。學術優等。身體强健と證認したる者は。相當の人員を限り。試驗を須ひず。豫備課程及各科の　級へ入學せしむるといふ。生徒は入校一ケ月以內に。自費を以て。本校制定の服帽を調製着用すへしとなり。其服帽古代の衣冠束帶に類し。一時都會の人目を惹きしが。明治二十九年洋畫科を加へらるゝと同時に。必ず此制服を服せさるも可とし。今は用ふる者なし。授業料は一學年金拾圓とし。九月。十一月。二月。四月の初定日に於て徵收す。其他教科用の圖書。實習用の小道具及繪具紙筆等は。總て生徒の自辨とす。但實技上重要の器品等は。本校より之を貸付すると云ふ。研究科。各科卒業の生徒にして。猶其實技を研究せんと欲し願出づる者は。適當と認むる者に限り。研究生たるを許す。在學期限は二ケ年以內とし。各自の志望に依り。特に某教員の指導を受くべきものとす。自己の新案を以て。特別の製作を爲すを許し。每學年の末教員會議に於て。其成績の優劣に隨ひ之を評定す。研究生は授業料を徵收せざるのみならず。實技研究の爲め旅行を要するときは旅費をも給與すると云ふ。撰科。各科中特に一課目。若くは數課目を撰び。學習せんと欲し。入學を願出つる者は。年齡滿十七年以上にして。當該教員に於て試驗し。所撰の課目を學修するに堪ふると認むる者に限り。各級正科生に缺員あるときは。撰科生として入學を許す。又本校生徒にして。美術上の實技。豫備の課程卒業以上の程度を有するも。身體羸弱等にして。所定の正科を履修するに堪へさる者は。願に依り試驗の上。撰科生に編入することを許し。孰れも正科生と同しく試

業を受け。合格の者は。願に依り證狀を與ふ。撰科生は入學及授業料其他の規程は。正科生と同しく遵守すべきものとす。圖畫講習科。道廳府縣立學校圖畫教員にして。尚其技術又は圖畫に關する學科を補修せんと欲する者は。當該學校長の紹介に因り。每學年の始に於て圖畫講習生として。試驗を須ひず入學を許す。在學の期限を一ヶ年以上。二ヶ年以內とし。履修すべき課程は。各自の志望と其學力に因り。當該教員會議を以て。特に之を定め。各自所定の課目に就き。試驗を施し。合格者には證狀を付與す。其他圖畫講習生は。正科生と同しく。本校規定を遵守すべきものとす。此外奈良へ美術學校を開設の準備あり。其他私立に東京美術院あり。京都其の他に同種のものあり。近く明治三十四年中東京に女子美術學校の開設あるに至れり。【日本美術協會】東京上野にあり。同會は素と觀古美術會とて博物館に附屬し。去る明治十三年。湯島の聖堂に於て開會したるを始めと爲し。爾來年々開會すべきことに定む。是より先き龍池會なるものあり。斯道の會員を以て組織し。其の基礎稍鞏固なり。是に於てか翌十四年に開會すべき觀古展覽會を以て。特に龍池會に委れ。一切の事務を管理すべき旨達せられたり。當時の目的や。觀古の名に因み。古人の遺墨什器其他の美術品を展開して。衆庶の縱覽に供する迄に止まりき。此の如くにして年々一回宛開會し來り。十九年新製品をも募り。優等者に限り賞品を授與せり。勿論當時は一定したる陳列場とてもなく。隨時寺院の境內其他の建物を借受け來りしなり。斯くて漸く會員の增加するに從ひ。其不便を感じ。會員一同大に醵金して爰に陳列場として專用すべき建物を新築することに決し。龍池會を改めて日本美術協會と稱す。實に明治二十年にてありき。此歲宮內省に出願して地所借用を乞ひ。地を櫻岡に相し。新築に着手す。當年は建築其他の事務繁忙の爲め臨時開會を見合せ。翌二十一年落成の時盛に開場式を行ひ。觀古美術會を改めて美術展覽會となし。書。畫。彫刻。陶磁。玻璃。七寶。金屬器。漆器。蒔繪。繡織其他新古の製作品に關はらず出品するを許す。古物は參考品となり。新製品を專らとなし。優等者には褒賞を授與することに定む。二十五年出品點數增加する爲に春秋兩回に開會し。春期は器物秋期は繪畫となし。繼續して今に至る。【美術展覽會】近年繪畫の會を立つるもの多く。美術協會の外。和洋畫各派の展覽會は春秋二季に上野に開かるゝをはしめ。地方にも亦頗る行はる。今一々はこゝに記さず。

ヒゼム 肥前は。もと火國と稱し。上代の頃。前後の二國に分割せられたる其の前國なり。ヒノミチノクチと云ふ。今西海道に屬し。三面皆海に臨み。東は筑前。筑後に界す。松浦。彼杵。高來。藤津。杵島。小城。佐嘉。三根。神崎。養父。基肄の十一郡なり。全國の地勢は。岬灣出入せる半島國にして。島嶼數百。其前に羅列せり。松浦郡西北は海に面ひ。北は即ち伊萬里灣にして。其口に當るを福島。鷹島とす。伊萬里は杵島郡の南岸にして。泊舟の地たり。有田。大坪の諸川。皆此灣內に注ぐ。田平浦は松浦郡の西出せる岬にして。雷瀨戶を隔てゝ。平戶島と相對す。此の間島嶼星散して。九十九島の稱あり。平戶島は特に大にして。周回四十里なり。また五島は兩端の中通。福江を尤大なりとす。共に周回六十里。中間には若松及奈留。久賀の三島ありて。共に周回四十七八里。生屬。宇久島等其左右に羅列す。此數島の間。捕鯨の業最も盛なり。呼子浦は松浦郡の北岬にして。江頭川に跨り。加部島に對し。名古屋浦に連り。泊舟極めて便なり。東北を唐津灣とす。松浦川に跨がる。亦泊舟の地たり。總て此邊の海を松浦潟と稱し。北玄海灘に連れり。彼杵郡は松浦の南に突出して。二岬をなす。一岬は屈曲して北に亘り。松浦郡と相對して海水を包み。一の內海をなす。これを彼杵入江と云ふ。針尾島其海口に當りて。兩岸相迫り。海峽をなす。其間殊に狹し。これを針尾瀨戶と云ふ。其東の岸を大村の城市とす。二の虛空藏山は。入江を隔てゝ相對す。彼杵郡の南に出たる一岬を。野母崎と云へり。魚見山其の北に峙ち。西泊と相對して一灣をなす。其の內は即ち長崎港なり。高來郡は東南に突出せる半島にして中央に溫泉嶽あり。此山は噴火山にして。其巓常に硫煙を出だす。山下に數處の溫泉あり。島原城市は即ち其東麓に在りて。肥後と相對し。一の內海をなす。謂ゆる前海なり。南の岬を口津と稱して。肥後の天草島と相望む。藤津以下八郡は。南海に臨みたる地にして。西は多良山高く海濱に聳え。筑後と相對し。東は筑後川を以て。國境を限れり。其間に本床。牛津。住江。鹽田の諸川あり。佐賀の城市は。本庄川に臨みたる一都會なり。背振山は筑前の境に在り。其山嶺西に走りて。國見山に連り。地勢を兩斷す。山北は松浦郡にして。山南は即ち三根。神崎諸郡なり。溪流の山間より出てゝ。左右に分流するものは。松浦。江頭。本庄。牛津の諸川是なり。長崎は五港の一にして。岡陵環繞一大灣をなす。灣の長二里許。水深くして碇泊に宜し。寬永年間。初めて支那。荷蘭の互市場を此地に定め。外國の船。他港に入るを禁す。後歐米諸國と交を結ふに及びて。遂に此の禁を解く。爾來數處の開港ありと雖も。外國の交易。船艦の輻輳。昔時の如くにして。製鐵。造船。諸工場の如き。皆此の港を以て始とせり。佐賀城は佐賀郡にありて。天正十八年。鍋島直茂此城に住せしより。世々相承けり。平戶城は松浦郡にあり。足利氏中葉

の頃。松浦興榮と云ふ者。此地に城きて居住し。子孫傳承せり。大村城は彼杵郡にあり。慶長三年。大村房前此地に城きて。居を定めし以後。子孫相襲て此城に住せり。此國は明治元年二月。長崎に長崎裁判所を置き。五月改めて長崎府となす。二年六月改めて縣となす。他に大村。福江。島原。平戶。佐賀。唐津。小城。蓮池。鹿島の九藩あり。四年七月廢藩置縣。同九月佐賀縣廳を伊萬里に移し。伊萬里縣と稱し。十一月長崎。平戶。大村。福江の五縣を廢して。長崎縣を置き。伊萬里。小城。唐津。蓮池。鹿島の五縣を廢して伊萬里縣を置く。五年五月。伊萬里縣を佐賀に移し。佐賀縣と改む。九年四月。佐賀縣を廢して三瀦縣に併す。八月三瀦縣を廢し。其の所管肥前を長崎縣に合併す。十六年五月又佐賀縣を置き。同二十九年三月法律第二十五號を以て肥前國基肆郡。養父郡及三根郡を廢し。其區域を以て三養基郡を置く。物產は。鯨。鍚。海鼠。乾鮑。茶。煙草。蠟。砂糖。石炭。陶器等なり（ナガサキ參看）。

ビゼム　備前は。上古吉備國を三分し。前中後の三國となしゝ其一にて。山陽道に屬せり。東は播磨に接し。南は海に臨み。西北は備中。美作に界す。もと和氣。邑久。磐梨。上道。赤坂。津高。御野。兒島の八郡あり。此國山陽道にては。其小なる者にして。東西僅に十里餘に過きすと雖。沿海の地は港灣屈曲して。五十里に及ばんとす。牛窓港は國の南端に在りて。泊舟に便なり。鹿久居島。曾島。長島。石非島等其前に羅列し。海を隔てゝ讃岐と相對し。小豆島（讃岐に屬す）其中間に橫はれり。下津井港は兒島郡の西端に在りて。鹽飽島（同上）と相對す。兒島郡は備中の南端より。海中に突出したる半島の地にして。一の大灣を抱けり。其口漸窄くして。岬端を立石岬と云ふ。米崎と相對して海峽を隔つ。灣內に福島湊。藤戶渡あり。吉井。朝日の二大川は共に美作より來り。南流して此灣中に注く。吉井川は一名吉備川といひ。東大川と稱す。津山川の下流にして。舟楫の便あり。其流凡二十四里。朝日川は西大川と稱し。高田川の末にして。亦舟楫の便あり。其流凡三十里。此二大川國の東西を環るを以て。唯に運漕に利あるのみならす。河渠を通し。田野に灌き。其の水利の便なること。諸國に冠たり。和氣。邑久の二郡は吉井川の東に在りて。和氣山は美作。播磨に接し。山嶽重疊。國境をなせり。吉井川の岸に峙つ者を熊山と云ふ。其北に天神山あり。二山其高低相均しく。頗險絕なり。國の中央に峙てる者を大王山。龍天山とす。御野。津高の二郡は朝日川の西に在り。津高は備中。美作の山間に夾れり。岡山は一都會にして。金山を負ひ朝日川に臨み。其川口に福島港ありて。運漕に便なり。岡山城は御野郡に在りて。永祿の頃より宇喜田直家之に住し。

其子秀家に及ぼし。慶長五年。小早川秀秋。筑前名島より移りて。宇喜田氏に代て此城に住す。同八年。池田輝政。小早川氏に代り住す。相承る四世。因州鳥取に移る。池田光政之に代り。爾後世々此城に居住せり。此の國は明治の初年。廢藩置縣の際。岡山縣を置かれ。其所管となれり。明治三十三年三月法律第二十八號にて。備前國御野郡及津高郡を廢し。其區域を以て御津郡を置き。同國赤坂郡及磐梨郡を廢し。其區域を以て赤梨郡を置く。物產は。水晶。蠟石。白魚。海月。米。蝦。海藻。砂糖。鹽。酒。醬油。蠟。茶。忌部の陶器。長船の刀劔等なり。

ビゼムヤキ　備前燒。工藝志料云。備前燒は備前國伊部に於て製造する所の者なり。世人單に備前と呼び。又【伊部】又【火襷】等の稱あり。其質一にして其觀を異にす。應永年間始て此に窯を開く。當時造る所のものは唯種壺。種浸壺の農具のみに止る。其の後花瓶。酒壜等を造る。天正年間工人始めて茶壺を造る。後世稱して古備前といふ。其良工を三日月六兵衞といふ。六兵衞所作の陶器に鈌月の記號を印す。故に此の名あり。又一工人あり能く茶器を作り。櫻花の記號を印す。而れども櫻花の記號は鈌月に及ばず。鈌月。櫻花並に微青色の釉を施し。其火候度に過ぎ。茶褐色に變ずる者を以て佳とす。皆肥厚にして。其質堅實なること我が邦に冠たり。後世に至りて擂盆。酒壜を製するを以て名を得。備前須理波知。備前登久利と呼へり。伊部と稱する者は。茶褐色の釉を施し。而して其の上に更に黃色の濃釉を撒し（俗にゴマグスリといふ）。種々の形狀をなして。以て備前と稱を別にす。偶像あり。動物像あり。茶壺。食器に至るまで奇形のもの多し。火襷とは紅線の束縛するが如き斑文あるを以て名く。其質白土にして全[illegible]に釉なし。此窯も亦天正年間より始る（鈌月の印及櫻花を印せる者あり）。古來職工數家あり。森。木村。頓宮。金重。大饗。寺尾等なり。工人業を傳へて今に至る。

ヒダ　飛驒は。其のかたちの衣のひだに似たるより起れりと云ふ。東山道に屬し。東西凡そ十七里。南北凡そ二十里あり。東南は美濃。信濃に界し。西北は越前。加賀。越中に接す。吉城。大野。益田の三郡あり。此國は北陸。東山兩道中の小國にして。攢峯重嶺其四境を擁し。急湍激流多し。乘鞍嶽は國の東に峙てる高山なり。槍嶽。錫杖嶽。北股嶽。金剛嶽等。其北に連り。信濃。越中の境に跨る。位山は國の中央に在り。古より有名の山にして。山中に水松樹あり。其他川上。白木。三方崩等の諸嶽。國中に峙ち。山中に濁河。大洞。下呂。平湯等の溫泉あり。宮川は川上嶽より出でゝ。國の中央なる諸水を集め。北流して高原川と合し。越中に入りて神通川と

なる。其の上流に籠渡あり（古へ惡源太義平此國にかくれ。雨美人八重菊。八重牡丹之か後を慕ひ。身を投して死したるの古跡なり）。高原川は源を平湯の大瀑より發し。東北境の渓澗を併せて宮川に入る。白川は二源あり。皆大野郡の山中より發し。東流して平瀬村に至り一水となり。西境の諸流を集めて越中に入る。射水川是れなり。益田川は源を乘鞍嶽の大池より發し。東南の諸水を併せ馬瀬川と合し。南流して美濃に入る。是を飛驒川とす。高山は國の中央にある街市にして。山間の小都會なり。天正十三年。豐臣氏金森長近をして此國の司姉小路自綱を討たしむ。自綱拒戰克たす出亡す。乃ち長近を封して。高山に治し襲せしむ。元祿中。德川氏金森氏を羽州上山に徙し。前田綱紀に命し。戍兵を高山に置かしめ。代官伊奈忠篤に田賦を掌しむ。既にして戍を罷め。城を毀ち。更に郡代を置きて。州事を統へしむ。王政維新元年六月。高山縣を置く。四年十一月之を廢し。筑摩縣に於て之を兼治す。九年八月筑摩縣廢せらるゝに及ひ。岐阜縣の所管に歸す。物産の主要なる者。礦物は。金。銀。銅。水晶。砥石。切石。白土。磨砂。黄土。粘土。淺黄土。壁砂。太江石。孔雀石。綠青。石灰。硫黄。硝石。植物は。豇豆。木賊。岩茸。蕨。染草類。水松（俗に一位と云ふ）。茶。栗。榧子。胡桃。銀杏。楮。漆。材木。竹。苧麻。動物は。馬。鹿。熊。猪。羚羊。年魚。鰻鱺。鱒。蠶種。製造物は。生絲。眞綿。絹。布。春慶塗。批目細工類。檜榧細工類。蕨繩。鷄。油。菅筵等なり。貞丈雜記に採藥記を引て。飛驒國は田畑殊之外少き深山なり。雪深く六七月迄は村々に雪あり。酷暑の節も朝夕は綿入を着す。甚た寒き國也。稻を植るに實のり惡敷故。田に稗を作る。常に農民の食物蕨の根を掘り食とす。又栗の木などのやどり木を採りて。その汁を煑て食す。予（阿部友之進なるか）此山中に旅宿す。夜中蠟燭をともし髮月代を召仕に申付る時。其の所の男女是を見て。奇怪の事と思へる有様にて。殿あれ大根に火をともし。頭を面にするといひて甚た笑ふ。二三十人も立寄。けしからぬ事の樣に是を見る。男女の形狀和俗の形とは見えす。甚た邊鄙なり。此邊人死る時は。名主年番にて引導し。葬送すといへり云々。など見えたるにて其俗を知るべし。

ヒタキヤ 火燒屋は。禁裡にて衞士なとの夜中燎を取らんか爲めに。火を燒く小屋なり。貞丈雜記云。火燒屋と云は。內裏にも東宮。后宮。齋宮院にもあり。御所の御庭の明の爲に。衞士と云ふ官人が火を燒く小き屋也。夜ばかりたく也。屋に床なくて。地にて燒なり。江家次第卷一。元日宴會篇に。撤ニ去東西火炬屋一。東置ニ日華門北掖一。西置ニ紫宸殿西掖一。主殿寮役レ之と見えたり。榮花物語にも。御まへのひたき屋とり出てと見えたり。屋といへども大なる家にはあらすして。小き屋にて。持ち來り置き。或は外へ取出し置物也。今世武家に。假番所と歟云て。小き屋形を荷ひありきて置類なるべし。安齋隨筆に。火燒屋或說に飯を燒く所也と云ふは非也。火燒は御前の庭にて。夜衞士屋あり。后宮も尼にならせたまへは。火燒屋を置れさるにや。榮花物語衣の珠の卷に。萬壽三年正月十九日。上東門院尼になりたまひし時の事を記したる條に。御まへのひたきや取り出て。陣屋こぼちなとすれば。衞士火をたきさして。心あはたゝしきにおもひたり。陣の吉上なみたをなかしたり云云。又きるはわひしと歎く。女房の卷に。七條の后宮（温子）のうせ玉へるおりに。あれのみ増ると。伊勢がいひたる程の心地もかばかりや有けん（中略）。御前のひたき屋を見て。出羽の辨「いつくしきかざりと見えしひたきやも。けふは心をこかすなりけり」。齋院の小辨命婦「いかにせん衞士のたく火も消はてゝ。ながき思ひにもえぬべき身を」などあるにて知るべし。

ヒタタレ 直垂は。其裁縫素襖に類して。後世武家の禮服たり。古へは公家に於ても之れを着せり。和訓栞云。ひたたれ。直垂と書り。中右記。台記などに見えたるは。寢服也。もとは女子の服なるべし。兵範記に。故姬宮御法事を記して。織物直垂故宮御衣と見え。玉葉。攝政殿の長女入內の事を記されて。先着ニ紅御直衣一其上奉ニ着御衾一と見えたり。後撰集に。ひたゝれこひにつかはしたるに。うらなんなき。それはきしとやいかゝといひければ。「住吉の岸ともいはしおきつなみ。猶うちかけにうらはなくとも」。山槐記。明月記に見えたるは。獵の服と見ゆ。此頃より起りたる名にや。『保元物語に錦の直垂と見えたるは鎧直垂をいへり。即戰袍也。裏は朽葉薄衣の板の物たるへし。長は賴義記に三尺五寸。袖の廣さ一尺六寸と見ゆ。鎧直垂は公家にもめされし事。親長記に見えたり。步直垂あり。小袴の事也とそ。錦の直垂は大將の服也。將に補する時賜とそ。大將は赤地副將は紫地也ともいへり。堂上方武家の侍從已上は。絹精好の直垂にて黑紅色也。但紫前。葱紅等は將軍御代代着用あるをもて憚らる。陽明家には。精好の紅を着用あり。素襖袴とのかはりは。胸紐打組と革緒との違也。下は房のなき長絹なるへし。色上下同し。昔はまつ大口を着し。次に帷をひたゝれに重ねて着し。其上に直垂の下を着したるよし。伊勢下總入道の書に見ゆといへり。布直垂は諸大夫着す。俗に大紋といふ是なりと見え。また裝束要領抄に。堂上は練（精好不ニ麁惡一之名見ニ延喜格制一）。精好等の直垂なり。武家方侍從以上もかくのことき のよし也。其色大概黑紅色にて木蘭地といふ

色の由なり。其の外色々あり。但紫。萌黃。紅等は將軍家御代々御着用の色なれば憚ると云々。然ども陽明の御家には精好の紅の直垂御着用のよしなり。又布直垂は武家(但今世無着用之由)。五位諸大夫。攝家淸華の諸大夫。或は地下の諸司官人事により着用す。惣して直垂は褻の時の事也。布直垂俗に是れを大紋といふ。大なる紋付たるゆゑにや。素襖袴との替りめは。胸紐打組と革緒との違なり。同下は總のなき長絹古薄絹名也。後世用衣服名長絹なるべし。色上下おなし。但腰紐は白練なり。紺直垂布直垂ともに裁縫替る事なし。むかしは先大口を着し。次にかたびらをひたゝれにかされて着し。其うへに直垂の下を着したるよし。俗名下總守貞賴伊勢下總入道宗五書に見えたり。小刀。堂上には直垂に小刀の事なし。但陽明の御家には代々御例として。小刀を用ひ給ふ事。尤仔細あるよしなり。武家には供奉之時小刀に韒卷劔帶せられ。殿中出仕には小刀のみ用ひらるゝ由也。いにしへ白太刀。黑太刀などいふ太刀帶せらるゝ例も。粗武家の記に見えたり尤さも有べき歟」とあり。また軍器考に云。鎧直垂といふ物古代は聞えず(永福卿堯言朝臣。又定基卿に問ひしに。各知り給はぬ由答らる)。人車記。保元の時事を記されしに。高松殿に武士を召集らる。平淸盛朝臣紺水干小袴。紫革威の鎧。賴盛。敎盛。重盛。同しく武裝を備へて相從ふ。源義朝赤地錦水干小袴。賴政以下各々思々。多くは紺水干小袴。或は生絹。皆鎧に折烏帽子。髓充。革の貫を着く。僮僕胡簶を負ひて。冑を持つと。見えたり。保元物語には。淸盛。賴政等の事は見えれど。義朝此時に。赤地錦の直垂に。折烏帽子引立て。脇立ばかりに。太刀を佩くとしるし。異本にも又赤地の錦の鎧直垂の由見えたり。さらば其比は水干小袴を。物具の下に着たるをは鎧直垂なども云ひしにや。又其代に鎧直垂と云ひし物は。水干の制の如くなりしかば。人車記にかくは記されしにや。後三年の繪に見えし所は。皆々水干の制に異ならず。凡鎧の下に着んする物。狩衣。水干等は。よのつれの直垂よりは。其便宜しかるべき物也(鎧着る時に。左の小だもとより手を出して。袖をは射向の小手をおし入る。小手の袋のあるは。此料也。義家朝臣像。竝後三年の繪に。小具足ばかりしたる體を。繪かきし所。皆々此樣なり)。又水干と云物。紗。平絹。生絹のみにも限るへからず。白唐綾に龍を繡したる水干は玉葉にも見え侍りしか。されは錦をも用ひたりしなるべし。鎧直垂と云ふ物も。當時着用の直垂に異ならす。たゞ錦。金襴をもて作れるを。袖と袴のすそとを結ひ。其上に鎧を着也といふ說あり(束帶色目)。南朝正平七年二月穴太の宸居より住吉に遷幸ありし。供奉の人々戎衣也。色々の織物の鎧直垂たりと。

中園入道相國の御說に見えしかば。錦。金襴にかぎれるにもあらず。また色々の織物を用ひし也。又ある說に。鎧直垂といふも。よのつれの物にかはらす。たゞ左右の襟上へに九つと八つとの菊とぢあるべし。これ九萬八千の軍神を勸請するの義也とぞ。光源院公方の御物也しといふ物の制を見しに。まことによのつれのことくなるか。錦に裏を打たる也。袖にも袴のすそにも。結あり。其外錦にて作れる壓巾あり。露あらむ所々には。紫と白さとの菊とぢ。二づゝありて。左の襟に。紫の菊とぢ八つ。右の襟に。紫の菊とぢ二つと。白き一つとあり。左右の襟の菊とぢよのつれの物に異なれど。ある人の說のごとく。九つ八つあるにもあらず(九萬八千の軍神と云事。鎌倉にある所の平家の赤旗と云物にもしるしたれば。古よりいひも傳えしなるべし。されど吉田の二位兼敬卿に軍神と云事を尋問ひしに。大巳貴命の子事代主神は。八萬四千軍將の神也と云事ありと答られき。或說の如くに。鎧直垂の襟の上に。軍神勸請の菊とぢする物ならんには。左に八つ右に四つあるへきにや。さらば光源院殿の御物也と云物。右の襟上の白き菊とぢ一つを。失ひたりしも知るへからず)。又鎧直垂必ずしも菊とぢある物ともおもはれず。源平盛衰記に見えし。靜憲法印が平相國入道の許にゆきし時。ぐしたりし童。滋目結の直垂に。菊とぢして。下腹卷に矢負ひき。木曾殿の最後に。巴が都を出しには。紺村紅に千鳥の鎧直垂をきたりしが。關寺の戰には。紫格子織付たる直垂に。菊とぢしげくしたるに。着かへたり。鎧直垂といふ物には。必ず菊とぢあらんには。かくしるすにもおよぶまじや。渡邊源三競狂文の狩衣に。菊とぢ大きらかにしたるを。着たりし事も見えたれば。菊とぢせむ事。直垂にのみ限るへからず。又錦。金襴等を用ふるよしも。一定の事にもあらじ。古の時。錦にて作れる直垂は。大將軍にあらざるは。たやすうきず。齋藤別當實盛が屋島內府に望みしも。そのいはれとぞいふなる。されど佐那田余一義忠か靑地の錦。畠山二郞重忠が紺地。又靑地の錦など着たりし事。いかなる故かありけん。又十郞藏人行家平家追討の事承りし日。縫物の紺直垂に鎧着て。院參せられし事も見えたれば。大將軍たらん人。かならず此物着られしにもあらず。平維盛東國にむかはれし時。赤地錦の直垂に。大頸端袖は。紺地錦にて裁れしと見えたるは。其色こそかはれ。皆錦にてありけるなり。燧か城の戰に。加賀の林六郞光明が嫡子今木寺太郞光平。褐の直垂に袖をば紺地の錦をつけ。水島の戰に。飛驒三郞兵衞景家が褐直垂に。大領耳袖に。赤地の錦たち入れしなどしるせしは。直垂にはあらず。襖とこそ見えたれ(源平盛衰記に見えし所なり。台記に。仁平三年。春日祭使還立の

日。供の諸大夫大舍人助雅亮顯文紗の襖。耳袖大頸に。錦を用ゆるの由見え。また玉葉にも。治承二年春日祭使の供の諸大夫源國輔還立の日。布の白襖。みがきにて。端袖。のほり頸。摺染唐綾にて替えし由見えたり。給師草子と云ふ古き繪に。此物着たりしもの見えたりき。すべて是等の事によりて按するに。保元の頃より。水干にもあれ。襖にもあれ。鎧の下に着ぬるをば。皆々鎧直垂など云ひし。武士の俗なりと見えたり)。金襴の直垂といふ物。古には聞えず。足利殿の比に。鎌倉殿には。金襴の肩衣に。小袴をめされしなと。其時の物にわづかに見ゆ(鎌倉年中行事)。錦織物の外に。又縫物の直垂あり。源三位賴政の鵺を射しとき。まづ其家にて男山を拜むとて。生衣の捻重(ヒチカサ子)。黄なる大口に。初紅葉といふ直垂をきられき。其の直垂の左の肩に。八幡大菩薩と縫ひ。右の肩に。山鳩を縫ひけりと見えしも。八郎御曹司爲朝かちんに。色々の絲にて獅子丸縫たる。十郎藏人行家の縫物の直垂。巴が紺村紅に千鳥縫ふたる。大夫敦盛の着たりし。練貫に鶴縫たる。上總五郎兵衞忠淸が縫摺の直垂など。皆其物にてありける也。河越太郎重賴が蝶丸。梶原源太景季が大紋を三つ宛書たる。佐々木四郎高綱が三目結。熊谷二郎直實が鳩に寓生(ホヤ)縫たるなどは。皆其家の紋をつけし也。惡源太義平の練貫魚龍の直垂。長瀨判官代重綱がうす青のすゝしの魚龍の直垂。足利又太郎忠綱が朽葉の綾の直垂。佐々木三郎盛綱が黄すゝしの直垂など。云ものゝ見えしは。或は練貫或はすゝしの直垂もありけり。平治の時に。右兵衞佐賴朝浪げしやうの直垂着給ひしなと見えたるは。いかなるものにや。さたかならず(此よし平治物語の一本に見ゆ。世に行はるゝ印本には。紺直垂と見え。又一本には。長絹のよし見えたり。按するに今もきぬをこまかに疊て。その襞積めのかさなれる。浪のごとく見ゆるを。衣のはた袖などにつけしを。俗にはけしといふ也。けしといふは。假粧といふことの譌れるなるべし。しからむ人に尋ぬへし)。保元の亂に。教長成雅已下の上北面。水干袴に。腹卷を着しといふ事見え(保元物語の異本に)。安藝判官基盛の白襖狩衣。競瀧口が狂文の狩衣。又平相國入道の生衣の帷。わきかきたるに。赤地錦鎧直垂に腹卷し。木曾義仲の赤地錦の直垂に紅の衣をかされて。紫威の鎧着られし。又橋の合戰に。慶秀阿闍梨が白帷の脇かきたるに。黄大口に。萌黄の腹卷し。高時禪門か亡びし日。長崎次郎高重か筋の帷の月日をしたるに。精好の大口上に。赤絲の腹卷したるなど見えたるは。或は水干袴。或は狩衣。或は帷。又は衣をも直垂にかされ。或は帷に大口をも着つへければ。甲冑の時。かならす直垂のみ用ふへきにもかぎらじ。足利殿の代に。鎌倉殿の出陣の儀をしるせしものに(鎌倉年中行事)。小具足ばかりにて(緣塗。金襴肩衣。小袴。籠手。脛楯。臑當。鎌單衣等なり)。虎皮の引敷(ヒキシュ)し給ひ。供奉輩も。布直垂に引敷せしよし。しるしたれば。其比は小具足ばかりせむ時には。引敷をこそ用ひたるらめ。この外の物に。其事をしるせしものをば見ず。近代に至ては。肩衣をば着る人もなく。假粧袴など云小袴をも着。又腰蓑など云ふ物を纏ふ事にや。以の外異體の事になりて。古の鎧直垂。帷。大口なと云事も聞えずとあり。また柳庵雜筆に。源平盛衰記に。齋藤實盛。內大臣(宗盛公)に申けるは。故鄕へは錦の袴を着て歸ると云事侍れは。今度生國の下向に錦の直垂に石打の征箭御免を蒙り候はん。且は最後の御恩也と。所望申けれは。初は許し給はさりけるか。旣に打立所に。實盛思切たる顏の氣色。且は哀に思はれ。且は軍を進んか爲に。內大臣の我料とて秘藏せられたりけるを取出して下し給へり云々。又實盛を討て手塚光盛か。侍かと見れは錦の直垂を着たり。大將軍かと思へは續く者なしと云を合せ考ふれは。錦の直垂は大將軍ならて着るゝを許されさりしと聞ゆ。去は參河守知度は北國發向の大將軍なるか故に。赤地の錦の直垂を着し。右兵衞佐爲盛。高橋判官長綱。薩摩前司親賴等は御綾の直垂と記せしも。主の好のまゝとは聞えす。錦綾の別と知へし。侍品にては褐布。纐纈。細筋。長絹等を用ふるならん。其後元弘。建武の頃に至ても。大塔宮及び等持院將軍家(尊氏公)。赤地錦の鎧直垂を着れたり。尋常の將士の用ひしことを聞す。應仁亂の後と云とも。管領細川澄元朝臣。毛利元就卿等の着用せられし舊物今猶現存すれは。其程の大將の料なりしこと。又推て知へし。然は鎧直垂は大將。平士に通して是を用ひ。錦は大將に限りしこと古今同しきならん。或家に傳はる布直垂を解わけて其布の幅を續てみれば。廣は二尺四寸に濶く長は二丈五尺あり。然は此鎧直垂と云は。衣服令に。衞士。兵士の服する桃染衫と云物の一轉せしならん。但衫は細布三丈八尺にて衫袴の料に充る由。延喜式に見ゆ。細布は廣一尺八寸の定なり」と見ゆ。去れば赤地錦の直垂は容易に着しがたきものなるべし。四季草にいふ。直垂の事。今世は直垂ばかり着るなり。古は大かたびらとて白布にて直垂のごとくぬひ。糊をこはく付て。直垂の下に重ねて着たりしなり。これ衣文のためなり。袴もたゞは着ず。下に白精好の大口を着て。其上に袴を着るなり。此事宗五記に見えたり。大かたびら大口を着ずして。直に直垂ばかり着るをば。素直垂とて畧儀とするなり。直垂は官服にはあらで。無位無官の者の服なるゆゑ。古は官位なき侍も。式正の時には。素襖をぬきて直垂を着したるなり。將軍家御所の御弓場始には。矢取の中間直垂を着すべきよ

ヒタタ

し。大的體拜記に見えたり。右の如く古は誰々も着したる服なれども。當御家に至て。武家の禮服の階級を。新に定め給ひて。侍從以上は直垂。四品は狩衣。諸大夫は大紋。重き役人は布衣。其外は素襖と。御制法を立られしゆゑ。今世武家にては直垂は貴むべき服となれり。古の風俗を以て今の御制法を沙汰する事なかれ。かやうの事今の眼を以て古を見れば。昔の事に心得がたき事あり。古今に通ぜずしては萬事にくらき事あり」抔云へり。直垂種類の書は軍用記にいふ曳柹の直垂といふ事。東鑑。曾我物語等に見えたり。布の直垂に柹澁をひきたる也。金箔之平紋之直垂の事。永享九年室町殿幸記云。帶刀十五番。皆金箔之平文之直垂。帶二金太刀一云々。きんぱくの平文とは。總體を金みがき(金みがきとは金箔にてだみたるなり金だみの事也)にして。家の紋を付ずして。ひやうもんを付たる也。平文とは豹文の事也。ひやうもんとは直垂。素袍などの紋を色々にいろへたるなり。今の加賀紋と云物のごとし。條々聞書に云。一段のはれの時は直垂を金みがきにして。我紋を緣靑にて書へし。それを大帷に重ねて着るとあり。又銀だみにする事もあり。花御所行事記に云。太刀帶皆金銀のひやうもんの直垂着せし事見えたり。直垂の惣體を銀みがき(銀だみにする事也)にして。紋に豹文を付たる也。銀箔にてだみたるを云なり。直垂。狩衣などは。いにしへは無位無官の人。中間小者なども着しける也。大的犬追物笠掛などの舊記を見て知るへし。今は武家にて侍從以上は直垂。四位の人は狩衣。諸大夫は大紋。其次無位無官の人布衣。其次は素襖と御法を定られたり。かやうの事は。其時代々によりて法式かはる事也。直垂袖括の事。御供故實云。御供の時袴のすそを沓に入候は見にくゝ候哉。內の方をはそとおし入候も候べく候歟。外の方を入候はぬ事にて候。又裏打などの時も。すそをばさのみしめたるは不可然候。くゝりを一寸四五分計しめたるが可然候云々。按。古代常着用の直垂は。袖口にもくゝりあり。袴にもすそぐゝりありしと見ゆ。前文にて考べし。京極殿諸大夫。尾崎大和守說云。常の直垂は袖の端を袋縫にして。其內へ緒を通して。扨下へ結下る。此古實を失て今は袖の下へ計露を付る云々。袴もくゝりをしむる事あれば。袴のすそ袋縫にして。其內に緒を通したる物と見えたり。されば膝口にてしむる時は。きやはんをする也。足くびにてくゝる時は。きやはんを用ざるなるべし。馬上御供の時は。沓を用るゆゑ下括にするなるべし。歩立御供の時は。上括にしてきやはんを用るなるべし。猶舊記を考て可レ備二證書一也。古代は長袴は。あまりに長くしたるはあしきと見ゆ。かやうの時くゝりなどするに長過たるは不レ宜なるべし。御供故實云。すあふの下はちゞめたるが本儀にて候云々。直垂着樣の事。或人談云。正德中近衞殿江戸に寓居し給ひし頃(大樹公御臺所の御父にて在し故也)。人に面會し給ふには。指貫の上に直垂をうちかけて。直垂と同じ地にて。細き帶を狩衣のあて腰の如くにし給ひし。是直垂の着樣の本式なるべし。直垂のすそを袴の內へ入てきこむは。本式にあらざる歟と云り。貞丈云。直垂は。元庶人の服にて高位の人の服にあらざれども。高位の人も內々にては。略儀の時着用せらるゝ事あり。かの近衞殿も內々にて着し給ふ也。さればかりそめに着し給ふ事ゆゑ。うちかけて着給ひし也。本式の着樣にあらず。且下は指貫なる故。上下具して着するとは違ふべし。素襖直垂などの袖。前の方にえもんをとる事(えもんをとるとは。ひだをとりて絲にてとぢ付おく事也)。本式にはなき事なれども。手をつかふによろしき故。さやうにしたるがよきなり。まち直垂と云は。出來合の直垂の事也。まちは待の字也。町の字を用るは非也。商人の方にて染て仕立置て。買に來る人を待故。まち直垂と云。まちかぶと。まちさや卷。まちあしだなど皆同しこと也。古の直垂の着やうは。先大口をきて。扨大かたびらを直垂に重て着て。次に直垂の下を着る也。條々聞書に見えたり。今は大かたびら大口を用る事なし。顯文紗の直垂と云は。顯文とはもんをあらはすとよみて。もんからを織たる紗にて。直垂を作りたる也。白直垂の事。條々聞書に。御祝によりて白き直垂に。大かたびら重て着する由見えたり。正月御祝御對面等の時。公方樣白直垂めされし由。東山酉年中行事にみえたり。又條々聞書に。白直垂の時。又白直垂に金紋を置たる時。紙ひねりにて。ひも菊とぢ等をする由見えたり。又宗五一册拔書に。惣別白き直垂を被着候。是は公方樣にても。御元服など一段の御祝に被着候云々(紙ひねりはくわんぜんよりの事也)。白き直垂に金箔にて紋を付る事有。條々聞書に。御祝によりて。大かたびらに白きひたゝれを重れ。又時によりて箔にて我家の紋を付たるをも重れ候云々。貞治六年三月二十九日殿中御會(禁中和歌の御會也)。帶刀十人(將軍の御供太刀を帶する役人也)。左右に番て曳列す。其內左二番は伊勢七郎左衞門貞行地白の直垂に。金箔を以て所々に蝶を押す。白太刀を佩と系圖の一本に見えたり。永享二年七月二十五日。義教公大將御拜賀の時(大將御拜賀とは。大將になり給ふ御禮を申上らるゝ也)。帶刀十二番二行直垂に金銀の箔を以て紋を押すと。御元服記にみえたり。白直垂とはなけれども。必白直垂にてあるべしと思はるゝ也。染たる直垂にも。金銀箔にて紋付る事有。義教公の御元服記に。永享二年七月二十五日。大將御拜賀の時。侍所赤松伊豫守義

雅か出立の事を記して。侯は紺の直垂に。銀箔にて文を押すとあり(僕とは家來の事なり)。直垂にも。素襖にも。ふたえものと云事有。つまびらかには知れざれ共。染やうの事とみゆる也。裏打の直垂の事にてはなき也。條々聞書に。ひたゝれの染様公家のめし候ひとへ直垂は。黑もふたえものも能候とあり。寛正五年糺河原勸進能桟敷の圖に。申樂衆すあをは袴也。初日は黃色。二日は淺黃。三日はふたえ物とあり。按するに公家方の裝束に。ふたえ織物と云事有。それは織物の上に。縫物をする事也といへり。是に准して考れは。素襖直垂などのふたへ物と云染様も。下地を何色にも染て。其上を別の色にて。紋唐草などを染出したる物なるべし。今どんすかへしなどゝ云類なるべき歟。裏打の直垂と云物あり。條々聞書に云。うら打はたゞあさぎに紋をぬひめ付に。白く付たるが能候よし古より申傳候。又彈正判官の人は地を黑く。紋に蝶を付られ候。裏腰あかし(裏腰とは裏と腰とを云也)。餘の官の人はきべからず。常のうら打は腰せいごとうらすゞしのきぬなるべし。うら打はひもきくとぢも。常のごとく紫革にすあふのひもより。少し廣かるべし。菊とぢ同大なるはわろし。又た云く大かたびら裏打のとき(大かたびら用ゆる時とうら打の時となり)。縞子のきやはんをすべし云々。道照愚草に云。うら打の紋のことは。家々の紋付候方も候。大略松竹鶴龜などを付候。異相なる紋などは不付候。色はあさぎにて候。又た其の外の色をも被用候。つゆひもの付様も同前袖の下に三四寸つゆをむすびさげ候。かわは大略紫革にて候。直垂の腰の留様。單直垂は裏打も同し事なり。道照愚草に云ふ。帶の留様前腰は如常結て取揃ろへ。後腰の帶さきの廣きにて卷て留候。條々聞書云。腰の留様前にて常のごとく結て。それを取よせて。後腰のさきをひろげて。殘りの腰をつゝみて。うつくしく丸くして。上より下へ二重取おしかひ留べし(前にて常のごとく結とは。前腰の事也。結ふ時立結にするをよしとゝる也。扱わなとはしとをそろへかされて。前腰の紐の間へ上より下へ引通しくして卷なり)。御成次第古實に云。公家の御方には。只むすびたるばかりにて。御置候。武家にはいつものごとく取よせて帶ひとつにしてつゝみておしまろめてはさみ候。うら打も大かたびらも同前也云々。貞丈云。今は腰を卷たるあまりを長くたれ下ろ人あり。古はなき事なり。御成次第古實に云。公方様御ひたゝれ。御年わかく御座候時は。色をほゝめされ候也。御年よられ候に付て。次第くに色薄くめされ候也。條々聞書云。公方様御ひたゝれの色は。紅紫朽葉以下不定候。但正月は白きを被召候。高倉殿より調進。御所様年よられ候へは。何れの色もうすく成候。ひたゝれは。仕立やうすあふの如し袴は長袴也。後腰に板を入る板の上の兩腰後腰ともに。白練を用ひ。太き絲にて上ざしあり。すあふの袴に同し。前かどを丸くする。袖の下に露有。露もひもゝ菊とぢも組緒也。地は紗生絹(ねらぬ絹也)。精好を用。色は木蘭地(赤黑き色也)。萠黃。紅。朽葉其外何色をも用。去ながら紫。萠黃。紅は將軍家御用の色なる故。平人憚レ之云々。今は萠黃は不レ憚レ之。直垂は本は地下人無位無官の者の服也。堂上の人の着給ふべき物にあらず。鹿苑院將軍義滿公の比より。堂上衆も着用し給ふ也。堂上に着給ふは。袖ぐゝりの緒あり。

半幅　一幅　キクトヂ

キクトヂ　一幅　半幅

ヒモ

是地下の直垂とわかたん爲成べし。本は武家のも袖括あれども。今關東の制には袖括なし。露ばかりあり。或人云。今公家衆の直垂を着給ふを見るに。直垂のすそを袴の内にきこまずして。袴の外へ出して着て。細き帶を上よりかけて。ゆひ置給ふ。是本式の着やう成べしと云。是は打かけひたゝれとて。略儀のきやうなり。すべてうちかけて着るは。略儀也。袴の内にきこむるは本式也。ひとへ直垂と云は。裏なき常のひたゝれ也。裏打の直垂ある故まぎれぬ爲に。單直垂と云也。單直垂をば。ひた

ヒタタ

ヒタタ

たれとばかり云事也。布直垂の事。三光院内府記云。鹿苑院殿御代。昵近之人々給二布直垂一候。其以來諸家着二用之一候。一向非二本儀一候。雖レ然大臣家は着レ絹候。當家公時卿爲二講釋一。平生祇候之條依二御入魂一。内々の時給二布直垂一候。然る間兩樣着來之由。然處故入道(稱名院)右大臣拜任之上者。家之儀爲二各別一仍布之直垂相止了。惣別十六歲迄は。諸家一同着二白絹直垂一候。色之直垂をば不レ着レ之。諸大夫同前候云々。是をみれば布直垂は義滿公の時代より始りし歟。素襖直垂抔の紋いにしへは家の紋のみに限らず。色々の紋をも付し也。家の紋付る事も勿論也。婚迎記にすあふはかまのもんは。まひ鶴と有。是よめ君よりむこ殿へ進上のすあふの紋を云。又道照愚草に。裏打着用の事(中略)。紋の事は。家々の紋付候方も候。大略松竹鶴龜なと也。異相なる紋なとは不付候云々。蜷川記云。上下の(上下とはすあふ也)色は何れも可然候。先あさぎかちんむくのみ。此品能候。又うら打は大略あさぎにて候。入道などはかちんのを着候。紋の事は松竹鶴龜等を付候。又家の紋をも付候。小紋の上下は略儀にて候(小紋の上下とは大なる紋付ず小紋ばかり也)。近年はやり候。又諸聞書條々に云。【春の出仕衣裳】の事。すあふ袴黄色に染て時の賞翫の物を肩に付る也。則柳よし。夏の上下の事地を水色に染。松を肩に付る也。秋の上下の事地をひわに染。桐の葉又は時の季を紋に付る也。冬の上下は黑か本也。又義詮公御參内儀式云。歩行兵三百人各家紋付たる直垂帶劔也云々。又殿中日々記。寛正六年八月二十二日細川殿馬場において。犬追物有し事を記したる所に。貴殿(伊勢守貞親事)御すあふ地かちん越後布。御紋島におもだかぬひめづけそのとなりに(ぬひめつけとは切付紋の事)。三寸あまりの筋一となり有。又武庫(伊勢兵庫助貞宗事)御馬(月毛)。御すあふ地。白地文にひがきをかちんに。蔦の葉をみだれもんにもえぎ。又備州(伊勢備中守貞藤事)御馬(黑栗毛)。御すあふ地。かちんに尾長鳥二つぬひめ付云々(ぬひめ付とは今の切付紋の事なり)。右【素襖直垂の紋】家の紋にても。外の紋にても付たる證文なり。條々聞書に云。すあふ。はかま。かたきぬ。袴などの紋の事。たゞ目にたゝぬが可レ然候(是又家の紋にてなき外の紋を云)。さのみちいさきも又大なるも人によるべし。房小者は人の目に立候樣なるが能候。さもとあ

ヒタチ

ろ人はたゞめにたゝぬがよく候」とあり。以上少しく冗長に渉るといへども其ありさまを知るに足るべし。茲に所載の圖は貞丈雜記より抄出す。

ヒタチ 常陸は。 上古此の地方を汎稱して。 日高見の國と云ひたりしより。此名の起りしにや。和訓栞云。ひたち。常陸をよめり。ひたみちの略也。風土記にも。道路不隔江海と見えたり。 新古今集にも。「東路のみちのはてなるひたち帶」とよめり。「衣手のひたちとつゝくる事は萬葉集に出たり。風土記に。國俗諺に筑波嶽黑雲挂 衣袖漬國(コロモデヒタチノクニ)と見えたり。されとひだとつゝけたるならんといへり。」東海道の極東にして。東南は大洋及下總に接し。西北は下野。磐城に界す。久慈。多賀。茨城。鹿島。行方。新治。筑波。眞壁。信太。那珂。河内の十一郡あり。 國の北境は山嶽重疊して。西南は平野遠く下總に連れり。筑波山は平野の間に突出して。 國の中央に聳えたり。蘆穗。加波の兩山。其北に竝峙す。霞浦は袤延十里。東國の大湖たり。行方郡湖中に斗出して。西浦。北浦を分つ。其水は南流して。利根川に入る。 此間は支流縱橫。平野を畫ぎる。潮來の十六島即是なり。 鹿島浦は東洋に面ひて北浦を脊にす。其海濱北に亘りて。 那珂港に至る。那珂川は下野より來り。 東流して水戸を過ぎ。千波沼。 廣沼の水を併せて海に入る。 河口は即ち那珂湊なり。久慈川は磐城より來り。彎流して東に赴き。太田の東に至り。 里川を併せて久慈浦に注ぐ。金砂。月居の諸山は久慈川。里川の間に聳えたり。 其東に高鈴山ありて高く峙ち。大洋に臨めり。八溝山は磐城。下野に跨る大山にして。連山其東に屏列し。 國境を限れり。鳥子山は下野の境に聳ゆる高嶺にして。山勢北に亘り。 八溝山に連る。名古曾は東北の界にして。磐城の境に跨れる坂路なり。其關は磐城に屬し。古來有名の所たり。平潟港は鵜子崎の南に在り。亦有名の港なりと雖も。 港內甚狹くして。海舶二三艘を泊するに過ず。水戸城は茨城郡にありて。佐竹氏世々の居城なりしか。慶長五年。佐竹氏出羽國久保田に移るに及て。武田信吉此城に住す。同八年。信吉卒し。德川賴宣代て此城に居る。 同十四年。賴宣紀州和歌山に移封せらるゝに及んて。其弟賴房常陸に封せられ。此城に治す。以後代々傳承して。皇政維新に至れり。元年六月常陸縣を置く。而して未だ縣知を設けず。 二年二月若森縣を置く。當時別に土浦。松川。石岡。多古。龍ケ崎。志筑。牛久。麻生(後に新治縣)。水戸。笠間。松岡。下館。 下妻。宍戸(後に茨城縣)の諸藩あり。四年七月。廢藩置縣の後。 同十一月新治縣及茨城縣を置きて全國を分治し。八年五月茨城縣を以て全國を統治す。以て今に及べり。物產は。石炭。砥石。茶。楮。鮭。鯉。鰻。煙草。紙。生絲。木綿。銅器。漆器等なり。」【安寺持方】此國の僻邑に安寺持方といふ地あり。その地に至る路。崎嶇として輿馬通し難し。よりてあゆみ行きけるに。雲岫をよぢ幽谷をわたりて。出沒平原なく。 四闇欝盤として古木森々たり。終日日光を見す。澗水の音は松陰にありて。冷氣膚を侵し。其寂寞いはんかたなし。やうく行てはるかに一縷の煙りあり。老樹深きところに登り。よつて從者なる農夫に問へは。彼處か持方なりと答ふ。やゝ行く程に。 その地に至りて見れば。四方高山にて中くぼきところなり。 恰も擂盆の如くにして。家ははづかに九軒。男女およそ四十九人あり。その風俗甚た淳朴にて。言語に飾りなく。わかりかれること多し。實に上古の民はかくあらんかとおもはるゝはかりなり。藤布を織て衣とし。野草をとりて食とす。文字を知らず。ゆへに古より脊帳と云を以て。年貢の收納をなすに。一錢といへども滯る事なし。また期をも違はずといへり。 かゝるゆへに寬延三年公聽に達し。朴直の風俗を賞し給ひけり。その時の御書付に。 一籾五俵。持方百姓元まつ。右之者別而貞直農事大切に致。 御年貢催促無之內上納仕候旁。風儀宜候に付右之通御褒美被下。但し村坪一同三ヶ年作り取□竝之通り。 同惣百姓。右坪百姓共別而風儀宜實貞に付。右坪拾壹人之持方。今年より三ヶ年。無年貢作り取被仰付候事。」その地質朴おもふべし。寶曆の頃迄。庄屋のみ知りて奉行ある事を知らずといへり。その初何の地より來りて。何の年に誰と云者開發したりやと尋るに。固より文字なければ。書留といふもなく。 又云傳へあらざれば得て考ふべからず。只藤松と云ふもの元祖なりといひ傳へしのみなりといへり。祖父の名を尋るに。父の名を知り候へ共。祖父の名は平日用なき故に忘れたりと云。 高倉村舊記には。寬永十八年繩入の節は。安寺持方兩所の名あり。されとも。それより前かた幾年ばかり。この地ありといふ事はさらに知るべからす。今は元助と云者。 その中の長百姓にて。持方安寺ともに支配せり。持方九家の內はみな神長氏なり。 藤十郎といふもの須川氏なりといへり。又持方より三里程東に當りて安寺と云地あり。これも同く鶉服の民にして。文字の通用なし。風俗すべて持方に異る事なし。 家八軒男女およそ三十六人あり。みな益子氏なりと言。過し頃岡村彌右衞門と云人の料簡にて。深山幽谷中と云とも。 當今文化の開けたる御代に生れながら。數の文字さへしらざるは誠にあはれむべき事なりとて。 安寺持方の子ども四人を高倉村によびて手習をなさしめたりけれは。今は四人の者ばかり我名と數字とを覺えたり。故に寬政のはじめより。脊帳をば止め。文字にて書しるす事となりしかば。 かの四人の外なるものは不審のやうすなりとぞ。此の地もとよりきはめて僻地なればこそ。淳

朴にて上古の風俗を存し。文字あるとを知らざるは。實に結繩の遺風とも云べし。なまじいに文字を知らしむるは。所謂渾沌氏に竅を穿つともいはんかとて。再もとの誓帳になすかたやよろしからんと申聞せたれは。みな／＼便利なりとてよろこひつゝ。文化中より又もとの如く復しぬ。誓帳といへるは延紙を横折にしてしるす。次にそのうつしを誠す。年貢納めの時は名前書付けわたせとも。讀事を得されば。毎年の席順にて公納するに。書付の順にいさゝか違はすといへり。誓帳のうつし。

二二|||||| 　藤兵衛　二二二二||||||　槌六

十|、、、　與助　十|、、　十藏

二二二|||、、、、　元助　十二||、、　元十

十||||、、、、　甚平　十二||||||　四郎平

二二二|||、、　傳次郎　□十二||、、、、　甚之助

二二||||　三郎右衛門　□□□十||||、、、、　安寺（アテラ）分（フン）

□□□□□□□二二二二||、、、、　持（モチ）方（カタ）分（フン）

右帳にしるすところ□は壹分。ロは貳朱。十は壹貫文。一は百文。|は拾文。、は壹文の覺えなり。按するに人跡も絕へ。文字も知らぬ僻地は。いつこも同人情なるものなり。奥州にて南部領鹿角郡田山の誓暦は。其地かな暦のよめさるものばかり故。繪にて暦をしるし。村長よりあたふるなり。又仙臺の邊境にては。般若心經を繪にてかき文字しらぬ法師のよめるとぞ。これを誓心經といへり。いづれもよく似ることなり（提醒紀談）といへり。

ヒタチオビ　常陸帶は。常陸國鹿島神社の神事に始るものなりとぞ。神社啓蒙には年中祭禮七十五度あり。中に常陸帶の祭あり。其日男女の名を布帶に書記し神前に置く。社人之れを取授け相見て婚姻を定む。正月十日の祭是也とあり。又奥儀抄には苧を帶にして。一つには我名を書き一つには男の名を書き。折返して中をは隱して末を禰宜に結ばするなり。惡しかるべきは離れ／＼に結ばれ。善かるべきは掛帶のやうに丸く結びつながるゝ云々と見えたり。

ヒチリキ　觱篥は。支那傳來の樂器なり。大日本史に曰く。觱篥。本出二於龜茲國一。其聲悲哀。故名二悲栗一。以レ竹爲レ管。以レ蘆爲レ頭。大者長尺有八寸。頭長四寸八分。小者六寸。頭二寸二分。竝九孔とあり蓋篳篥に二種あり大篳篥。小篳篥なり。今代專ら用ゐるところのものは小篳篥にして大なるものは已に其奏法を佚せり。和名抄引二律書樂圖一云。大篳篥。小篳篥。篳篥二音。俗云比千利岐。陳氏樂書曰。悲篥一名悲篥。一名笳管。羌胡龜茲之樂也」と。また歌舞品目に曰く。【大觱篥】今按するに新撰樂譜源博雅卿の跋文に。外從五位下大石峯良大觱篥爲レ業とありて。我邦にも傳へ習しととみえたり。教訓抄にも。康保三年之頃良峯行正欣二大觱篥一。博雅卿傳レ之吹。其後絕挙と有。又源語末摘花卷にも大觱篥さくはちの笛とみへて河海抄等にも。長さ一尺八寸と云は。尺八管と同狀の者のやうにみえたり。樂家錄にも體源抄の說をあけて其說を疑ひ。文獻通考の云所を證として。大小二種あるを證とせり。按に此器唐の時十部の樂の中に於て用ゆると用ひさるとの別あり。唐六典に據るに燕樂伎には吹葉。大笙。小笙。長笛。尺八。大觱篥。小觱篥。大簫。小簫又西涼伎にも笙。長笛。短笛。大觱篥。小觱篥。簫を用ひ。安國伎に横笛。大觱篥。雙觱篥あり。其外高麗伎には小觱篥のみにて大觱篥なし。龜茲伎。疎勒伎。高昌伎には唯觱篥とのみありて。大小の別をいはす。清樂伎。天竺伎。康國伎の三部には。觱篥を用ひすゝ其外鼓鐙の器も皆其部に於て區別あり。これ我邦にても左右に管の差別あると相同しきこと知るへし。然るに此器の形狀を詳にするもの。唐志にも見あたらす。教訓抄に當世に吹は小觱篥なり。管の長六寸。面に穴七。裏に穴二つありと云ものは何によりて。其小觱篥なりと定たる者なりや。隋の音樂志に據るに小觱篥竪。小觱篥横といへは。小觱篥は。今觱篥の制とたかへり。又宋の陳暘か樂書に。諸の樂器を輯錄すること甚た詳かにして。且其時唐を去ること甚た遠しとせす。其書此器の類は。第一百三十卷にのせて觱篥。漆觱篥。雙觱篥。銀字觱篥。桃皮觱篥の五種あり。又胡笳蘆管等も此卷にのせて委く圖解を載せたり。其觱篥の說曰。觱篥一名悲篥一名笳管。羌胡龜茲國樂也。以レ竹爲レ管。以レ蘆爲レ首。狀類二胡笳一而九竅。所

法者角音而已。其聲悲栗。胡人吹レ之以驚ニ中國馬一焉。唐則天后朝有レ昭ニ寃獄一者。其室配ニ入掖庭一。善吹ニ觱篥一。乃撰ニ別離難曲一。以寄ニ哀情一。亦號ニ怨回鶻一焉。後世樂家者流以其施レ宮轉器以應ニ律管一。因請其音爲ニ衆器之首一。至レ今鼓吹。教坊用レ之。爲ニ頭管一。是追ニ夷狄之音一加ニ之中國雅樂之上一。不レ幾ニ於以レ夷亂ヲ華乎。降ニ之雅樂之下一行ニ國門之外一可也。聖朝元會乘輿行幸。竝進レ之以冠ニ雅樂一。非ニ先王下管之制一也。然其大者九竅以ニ觱篥一名レ之。小者六竅以ニ風管一名レ之。六竅者猶不レ失ニ乎中聲一。而九竅者。其失蓋與ニ太平管一同矣。註曰。今教坊所レ用。止七空。後二空。以ニ五凡工尺上一ー四六句合十字一譜ニ其聲一といへり。これに據れは今所用九竅の者は。即大觱篥にして。六竅のものを以て小觱篥とするの說なり。隋志と相たくらふれは。殆と符を合せたるか如し。此外に河海抄等にいふ如き製に。類する者なし。猶考ふへし。此器傳來のことは。安部家相承次第曰。爰尋ニ乎本朝觱篥之所ヲ傳。延喜御宇。從五位下六石峯巨。堪ニ其能一。而傳ニ于男左衞門富門一。爾來流々相承。而左中將藤原敦家朝臣傳レ之。是於ニ神樂樂道一。爲ニ萬世之師一。誠吾流之□而歷ニ男刑部卿敦兼朝臣一。到ニ于孫散位實家一。實家能繼述。而道益盛矣。乃我家起ニ於此一。傳レ之。又敦家朝臣孫。太宰大貳季行卿男散位重季朝臣。及大納言定能卿等。楊梅。二條兩流相分也。因レ茲鼎足而立。相與授受。以得ニ奉公侍ヲ宴。惜哉。應仁中。楊梅。二條兩流已絕矣。然我家獨引ニ敦家朝臣之正流一。振吟之德音無レ盡矣哉。顧曩祖之積善有ニ餘慶一者歟。何吾道之盛也。冀永子孫可レ覺焉。可勉焉とみえたり。又續教訓抄曰。我朝には。大石高門をもて。此曲の祖とす。其子左衞門少尉同富門。即村上天皇に當曲を授けたてまつる。其御子後中書王。其御子土御門右大臣其御子安藝權守源師任。彼父子の御流は今源家の篳篥と名て。南京狛氏の習傳レ之。又金田府生和爾部用光とて此道の達者あり。其子光枝其子則光其弟子狛の光則此又同狛氏篳篥也。光枝弟子得近。其弟子時定。其弟子貞時。其弟子師任。其弟子仁和寺法師伊賀法橋慶信。其弟子三宅成貞。改名正光也。仍又三宅氏あり。其子守正。正役。其弟子中原近茂仍中原氏あり。彼茂光か弟子に上野守藤原敦家と申して。よく是を傳へたる人なはしき。其子越後守敦俊。舍弟刑部卿敦兼。其子三位季行。弟子多好方。弟子季正。弟子安部季遠。此後安部氏あり。云々と見えたり。

【所名】また同書に曰く。首。樂家錄曰。以ニ竹本一爲レ首以レ末爲レ下。故。管之下。自小也。【舌持】。蘆舌を管の頭より。挿み定むる所をいふ。【舌】乾蘆を用ひてこれを製す。白居易か詩。剪ニ削乾蘆一挿ニ寒竹一と。是なり。杜氏通典。以レ笳爲レ首。竹爲レ管と云々。陳氏樂書に。以レ竹爲レ管以レ蘆爲レ首とも見えたり。【義嘴】舌の一名なり。丹鉛總錄曰。今人。謂ニ假父一爲ニ義父一。假子曰ニ義男義女一。故項羽尊ニ懷王一爲ニ義帝一。猶假帝也。樂器。笛孔上別安レ嘴。曰ニ義嘴一。【圖紙】蘆舌の下方をまく帋の名。樂家錄曰。蘆舌之圖紙用ニ薄美濃紙一其橫大抵七分。或七分半許。但紙橫細則及ニ于舌施ヲ管可ニ動搖一といへり。【世目】樂家錄曰。世目假名書也。古書多用レ之(一本帶字)可レ用ニ責字一乎以レ籐作レ之。按するに籐は。漢名科籐と云者あり。【縮】蘆舌の口の開くを制する具。木を以て造る。樂家錄曰蘆舌縮必可レ用ニ檜木一。長橫雖レ不レ定。大抵板厚可ニ一分許一其形〔〕加レ此下半割レ之。常可レ挾ニ置蘆舌一。不レ用レ之則蘆舌口開不可。故雖ニ樂筵一有レ間。則挾レ之とみえたり。

【孔名】丅。上より第一孔〇黃鐘の淸聲〇上。上より第二孔にして。背面にあり。其律は雙調の淸聲〇一。第三孔〇下無〇四。第四孔〇平調〇六。第五孔〇一越〇凡。第七孔〇神仙〇工。第八孔〇盤涉〇五。第九孔〇黃鐘 濁聲。舌。皆塞の音〇雙調の濁聲〇無。第六孔にして。背面にあり。又無名の穴とも云。漢土に勾と名つく體源抄に。ム。裏下の孔。名。此穴名。殊に秘藏すへしと。今按するに。ムは。勾の省文なるへし。〇按するに孔名古今沿革あり。口遊曰。四一上下工凡九六謂ニ之篳篥一。體源抄竹穴名。四一上下工凡五六古說近來不レ用レ之。又體源抄曰。四一上下五工凡六當世用レ之。一說四一上下工凡五六无。」一說四一上下工凡五六ム。又一說。四一ユ丁工凡五六ム〇按するに樂家錄に。和漢篳篥譜字(尺)丅(上)上(一)一(四)四(六)六(勾)無(九)凡(工)工(五)五合舌」一と。以ニ鎮宮禮樂疏笛圖一知レ之と。陳氏樂書の圖を考ふるに。これと違へり。(五)丅(六)上(九)一(七)四(勾)无(尺)六(上)凡(一)工(四)五(合)舌 にあたれり。而云。今教坊所レ用。上七空。後二空。以ニ五凡工尺上一四六勾合十字一。譜ニ其聲一といへり。

【器具】函。樂家錄曰。篳篥筩者。謂ニ習之家一黑塗。或は梨地。蒔繪。或唐木等也と。好古小錄曰。或人の隨筆に近家宿禰語て云いにしへ篳篥に函なし。小硯の函にいれてもちし人ありしより。函はいてきたりしとぞ。これは。やごとなき人の。古き記文にみえしを。語らせたまふて。傳へ侍る。ゆめ〳〵もちし玉ふへからす(中略)。後三年軍記の畵と此隨筆とを以てみれは。今の篳篥筐の如きを知るへし。然れとも其詳なるとを得さりしに。或人の古き篳篥函とて。圖したるをみるに。まがふへくもなき小研函也。其形今の篳篥の函と大同小異なりとみへたり。長門本平家物語十六に。我は太政入道の弟修理大夫經盛の末子大夫敦盛とて生年十六歳なるぞ。はやきれとの給へは。熊谷とに哀に思て。直實か子息直家も生年十六歳になるそかしむ

ヒチリ

くろをかへしてみければ。ねりぬきに五色の絲をもてまかきに菊をぬひたりける
ひたゝれをそめされたる。胄を引のけてみれば。漢竹の篳篥の色なつかしきを紫檀
のいへにいれて。引合にそさゝれたるとみへたり。その函を用ひし時世。合せ考ふ
へし。○縮緒。是は上の函をつかぬる者なり。樂家錄曰謂二縮緒一者。以レ絹結レ之。施二
于箱頭一寸許下一之物也。以二錦或金襴一結レ之。而欲レ開レ蓋則可二推下一之也。又其制
法無二定式一。又云。亦或紫之包紗用レ之。結無二子細一也。○鏝。鐵を以て小様の鏝を製
す蘆舌を熨するの具也。○袋。樂家錄曰。入蘆之家。亦用レ袋。當初無レ之。淸涼殿御
厨子被レ飾レ之。亦無レ袋亦無レ家。雅管口指二入蘆舌一而被レ置之由。見二于古記一。然
則用二家及袋一者。起二中世一乎。是亦貴レ器之故也。故袋法無二定式一。今所レ記者。天
文比之圖也。と其圖今普通所レ用の者なり圖は畧して不レ載レ之とあり。」さてまた
【篳篥の名管】古來より尠なからず最も有名なるものを海賊丸と云【海賊丸】は和邇
部茂光(高倉天皇御宇の篳篥師)。嘗て安藝國某港に。夜泊す。賊船あり。襲ひ來る。
船中固より兵器なし。防禦する能はす。乘客皆戰々兢々たり。茂光直に篳篥を把り
船首に起ち賊に云て曰く。我が命將に盡きんとす。今何をか愁ひん。然れども我多
年篳篥を學び。稍々其秘蘊を究む。今は世を辭するに當て一曲を弄し。以て汝等に
聽かしめんと即ち秘曲小調子を奏す。其音悽切聽くに忍びず。賊徒感泣し舟を廻ら
し去る。衆人茂光の技能に由て。其生命を全せしを喜ぶ。後其篳篥に命名して海賊
丸といふと即ち是なり。【皮籠丸】は醍醐帝の時。唐主寶器を革筥に盛りて獻ず。筥
竹を以て蹹となす。取つて此器を製す故に名ありと大日本史に見えたり。其他篳
丸。鶯(大納言定能の什物)あり。近代の名管には小薄(安倍家什物)。井框(東儀家什
物)。霜夜(窪家什物)。濃紫(安倍家)。鶯(窪家)。蜩(東儀家)等ありと。樂道類集に見
えたり。

ヒツギ 棺。(サウレイ。セキクワムを見よ)

ヒツケ 火附。(クワジを見よ)

ビツチユウ 備中は。上古の頃は。吉備國を三分したる其一なり。山陽道
に屬し。東は備前に接し。南は海に臨み。西北は備後。伯耆。美作に界す。もと都宇。
窪屋。淺口。賀陽。下道。小田。後月。川上。上房。阿賀。哲多の十一郡あり。阿賀。哲多
の二郡は國の北境にして。劔山高く伯耆の境に聳え。花見。高機。黑髮の諸山重疊起
伏して。川上上房の兩郡に連る。其中に彌高山を以て冠とす。高橋川は郡中の泉水
を併せて。急流南下し松山に至る。成羽川備後より來り東流して此に會し。一の大
河となる。是を河邊川と云ふ。松山を環りて南に赴き。矢陰川と合ひ。更に分れて
兩派となり。各海に入る。吉備の中山は吉備の境に在り。大井川其麓を流れて。備前
の灣に入る。海岸は港湫相連り。水島灘を隔てゝ讃岐と相對す。眞鍋。北木。白石の
諸島其間に羅列す。後面は高月。遂照の諸山脈相連りて。地勢を兩斷す。笠岡港は國
の西南の隅に在りて。神島は其前に當り。神島港は國の中央に當れり。皆泊舟に宜
し。松山城は上房郡にありて。もと毛利輝元の有する所なりしが。元和二年。池田幸
長の居城となりし。以後數氏歴傳して。延享元年。板倉勝澄此城に居住せしより。世
世相傳て。明治維新に至れり。元年九月倉敷縣を置き。他に鴨方。高梁。岡田。新見。
生阪。淺尾。成羽。足守。庭瀬の諸藩あり。四年七月。廢藩置縣以後。同十一月備後に
深津縣を置き。全國を之に屬す。五年六月深津縣廳を備中笠岡に移し。小田縣と改
む。八年十二月全國岡山縣の統治に歸せり。明治三十三年三月法律第二十八號にて
備中國都宇郡及び窪屋郡を廢し。其區域を以て都窪郡を置き。同下道郡及賀陽郡を
廢し其區域を以て吉備郡を置く。また同國阿賀郡を廢し。其區域の一部(中井村。中
津井村。上水田村。水田村。呰部村)を同縣同國上房郡に編入す。又同哲多郡を廢し。
其區域と阿賀郡に屬する區域の一部(新見町。美穀村。草間村。宮永村。刑部村。丹治
部村。上刑部村。千屋村。菅生村。熊谷村)とを以て阿哲郡を置く。物產は水晶。石炭。
銅。鉛。茶。烟草。藍。漆。鯛。鰆。紙。生絲。醬油。酒。藺席。陶器等なり。

ヒツトウバム 筆搨版。(イムセツを見よ)

ヒトバシラ 人柱は。古代の妄信にて神の怒りて人間の工事を妨くるこ
とある時。生きながら人を埋めて。神に祈れば工事成ることを信じ。公共心の爲に
自ら進んで。または公命の爲に止むを得ず犧牲となるものありと云ふ。但し其事實
ありしよりは。小說に記されたるが多きなり。北窓瑣談に云。唐土赫連勃々が城を
築し時。築地なと甚丈夫にて。錐をさして入る事一寸なれは。其作りし人を斬しと
ぞ。夫故後迄も殘りしや。唐朝の詩なとにも赫連臺なといふ事見えたり。淸盛兵庫
に築島の時。潮來りて作り上けたる島を崩せば。其作りし人を海中へ沈め殺せしと
ぞ。是を人柱を入れたりといひ傳へり。實に格別むつかしく大なる普請をするに
は。それ程の殘忍の事をも行ひ嚴敷せざれば成就しがたかるべし(北窓瑣談)とあ
り。周防岩川の錦帶橋を造る當時。吉川侯亦人柱をたてしを以て。其工事竣工し。
今尙人形石と名け。人に似たる石の出るは是に由るといふ。

ヒトヘモノ 單衣は裏なき衣をいへり。古へはヒトヘギヌといふ。昔時衣

冠の時は必す下に着せしものなりと見えたり。近世初夏常人の着するものを通して單衣とはいへり。和漢三才圖會に。禪單衣無レ裏者也。袷無レ絮衣也。按朝服禪紋菱綾用二紅染一。冬張夏板引用レ之。十五歳未滿裝束單之色亦用レ濃。衿袖傳レ落。凡四月朔日爲二更衣一。自二此日一用レ袷。至二端午一用二布衫一。九月朔日復用レ袷。重陽以後用二絮衣一。蓋此士庶人通禮也。但禪與二絺綌一通用耳」と見えたり。裝束要領抄云。古來直衣衣冠の時。かならす下には單又衣を着したまふ也。當時指貫に袍はかり着するを衣冠といひ。袍の下に單又は衣を着するをかされといへり。あやまりたるよしなり。單衣等を着せさるは頗略儀也。但晴かましき時は單衣等をかさぬる事也（中略）。但若き人夏は單の上にすゝしの衣をかさぬ。老人は生の衣を着せさるよし也（近代は春冬衣單ともに用ゆ。夏は單はかり歟）。又單いにしへは青單。薄色單。蘇芳黃單もある歟。近比は紅單也。春冬はふくさ張。夏は張單とて板引にして用るなり。老人は白單又は單文の綾なりとあり（カタビラ參看）。

ヒトマロキ　人麿忌は。三月十八日なり。古しへは官家御影供を修す。今に於て和歌を好む人多く此に歌會を修す。南都柿本寺に塔有り。或はいふ和州初瀨の近處にこれある歌塚是れ人丸が墳墓なり。洛西鳴瀧寺に人丸墓あり。木像は傳へて俊賴の作る處なりといふ。又播州明石にも人丸の御影供を修す。右大倉谷に社あり。人丸終焉の地は石見國なり。神祠は高角の山上にあり。世に高津と稱す。この祭祀中絕して御影供の義なし。靈元帝の御宇に及び勅して絕えたるを與し。廢れたるを擧げて。從一位を授けたまふ云々。以上は俳諧歲事記に載する處なり。按するに人麿の先は天足彥國押人命より出づ。持統。文武の二朝に仕へ。和歌を作るに妙なり。世に歌聖と稱せらる。長新田部。高市の諸皇子に從ひ。駕に紀伊。伊勢。雷嶽。吉野等に陪し。近江。石見。筑紫諸國を歷遊し。過ぐる處一として詠歌せざるはなし。晩に石見に隱れて終る。卒年未だ詳かならず。

ヒトミゴクウ　人身御供。人身を以て神を祭るをいふ。日本紀（仁德）十一年夏四月云々。冬十月。掘二宮北之郊原一。引二南水一。以入二西海一。因以號二其水一日二堀江一。又將レ防二北河之澇一。以築二茨田堤一。是時有二兩處之築一。而乃壞之難レ塞。時天皇夢有神。誨之曰。武藏人强頸。河內人茨田連衫子二人。以祭二於河伯一。必獲レ塞。則覓二二人一而得レ之。因以禱二于河神一。爰强頸泣悲之。沒レ水而死。乃其堤成焉。唯衫子取二全匏兩箇一。臨二于難レ塞水一。乃取二兩箇匏一。投二於水中一。請レ之曰。河神崇之。以レ吾爲レ幣。是以今吾來也。必欲レ得レ我者。沈二是匏一。而不レ令レ泛。則吾知二眞神一。親入二水中一。若不レ得レ沈レ匏者。自知二僞神一。何徒亡二吾身一。於レ是飄風忽起。引レ匏沒レ水。匏轉二浪上一而不レ沈。則潝々汎以遠流。是以衫子雖レ不レ死。而其堤且成也。是因二而衫子之幹一。其身非レ亡耳。故時人號二其兩處一。日二强頸斷間。衫子斷間一也。云云。和訓栞云。ひとみごく。人身御供の義。仁德天皇の時茨田連衫子なる者。僞神を辨して。惑を闢きし事見ゆ。宇治拾遺に。美作國中山神には。人をもて祭りし事を書せり。中山神社は。國の一宮名神大社。大已貴命を祭る。豈かゝる妖祀あらんや。是中世以來。諸社の修正をなす時。鬼走あり。是を俗にひとみ御供といへるなるへし。性理字義に湖南風俗。淫祀熾多。用レ人祭レ鬼。或村民哀レ錢買レ人以祭。或捉二行路人一以祭。墨客揮犀に。湖南之俗。好事二妖神一。殺レ人以祭レ之。凡得二儒生一爲二上祈一。僧爲レ次。餘人爲レ下とみえ。寧波府志に。天妃宮を祭るに人を用ひ。そのかみ我邦の人も捉れて。此難にあひたりしといへる類にはあらし。されと遐部には。大社とても朝廷より祭らせらるゝ事絕し世には。かゝる賤民のしわざもあるへし。謠曲にある生贄は。京師より關東に下るもの娘を取られし事を演し。東海道元吉原六神子の祠とてあるは。六人の神子官位に登るとて。此處に生贄に捕はれしを。あちといふ侍女奏聞せしより。雛形を賜はりて停しといひ。伯耆國汗入といふ處の小祠に。元龜年中に少女を犧牲とせしを。武田の勇士引田氏なる人妖怪を殺せし事。ある書に見えたり。又肥前國に佐賀に近き川上村の鄕談に。往昔大蛇住て人をもて祭る事久し。鎭西八郎九州に在し日。强弓大矢をもて彼蛇を射る。蛇を射貫て川上明神の社なる楠にたち。蛇は河底に沈ける。盲者あり一刀を携へて水に投し。死蛇に繩をかけて引擧けり。よて今に至りこの里の盲人は常に一刀を挾めり。近比彼社の大楠打折たりしに。その木の中に大鷹股の矢根あり。股の一方は九寸もありて中太く。尺餘なりしを。神人祠に納めて爲朝の矢也といひ傳へり。

ヒトヨギリ　一節切。（シヤクハチ。フエを見よ）

ヒトリ　火取。（ニカイダナを見よ）

ヒナマツリ　雛祭。雛あそび後世雛祭といふ。古今要覽云。ひゝなあそひの始さたかならす。崇神天皇の御時。和珥坂の少女の歌に。比賣那素寐殊望とあるを。私記に。今按。ひゝな遊なりといへり。弘仁私記か公望私記かしらすといへ共。公望承平六年十二月八日。宜陽殿東廂に於て日本紀を講すといへは。其ころの私記ならん。さらばたとひ崇神天皇の御時よりありといふことは疑はしくあり共。承平の前より行はれしことは疑なかるべし（釋日本紀）。天曆四年東宮御殿祭の條に。ひ

ヒナマ

ひなの料といふものをあげ(御産部類記引九記)。うつほ物語に。右大將のとう宮かみやに玩びもの奉り給ふといふ下に。ひいなに子の日させなとあるを合考ふるに。當時は。やことなきあたりにても。せさせ給ふ事としらる。たゝしこれはあまかつはふこの類にて。それよりうつりてひゝなあはせなといふをさかりにおこなはる(齋宮女御集。中務集。うつほ物語。源氏物語。淸少納言枕册子)。されと時節はさたまらさりしを。今のごとく三月にかきりて家ことにかさりまつるとも。後土御門院の御宇の比はすてに有しと見えて。飛鳥井榮雅の三月三日雛遊の歌。月刈藻集に見えたり(たゝし本集には見えす。此卿は文明五年に出家して延德六年に薨せられたり。すなはち後土御門院の御時なり)。さるを一條禪閤の世諺問答にしるされさりしは。世間一統の事にはあらさりしなるへし。さていにしへは時節にかゝはらさりしを。今はかならす三月三日におこなふことゝなりしは。上巳の祓の人形と。ひなあそひと混せしなるへしといへり(日次紀事。鹽尻。伊勢貞丈ひな問答。稻山行教說)。一說には。幸の神祭の遺風なるへしともいへり(鹽尻)。釋日本紀云。崇神天皇十年云々。和珥坂上有ニ少女一歌之曰云々。比賣那素寐殊望(私記曰。云々。今按比々奈遊也。弘賢曰。ひめなそひすもとは。媛の遊ひすもといふことなりと契沖いへり。本居さてひめのあそひとは。美女をあつめて酒宴なとせさせ給ふをいひしにやと。本居宣長いへり。されはひゝな人形のことにはあるましきなり)。御産部類記引九記云(天曆四七二十八東宮御殿祭)。神祇少副春行率ニ宮主御巫等一。祭ニ御殿。御膳。宿上下。御厨子。御井等一。其料神祇官自ニ諸司一受レ之奉レ祭レ之。但比々奈料。竝五色絹等本家給レ之(これは冷泉院降誕御百日の記なり。こゝにひゝなとみえしは。あまかつはふこなとの類なるへし)。うつほ物語(藏ひらきの下)云。右大將はとう宮わかみやにおかしき。もてあそひ物まいりものてうせさせ給云々。大將手つからまかなひして。みやたちにものくゝめつゝまいり給て。くるまともを。ひいなにれのひせさせ給とて。ゐてまいりつるとて。たてまつり給へは。宮たちもよろこひて。もてあそひたまふ。又(樓のかみ下の一)云。東のろうにいぬ宮いたきたてまつりて云々。ゐてのほり給てきんとりよせてまつり給へば。ひゝなにきかせんいつらとの給へは。わらひ給てこゝに侍とて。御まへにさしすゑ給へり。」源氏物語(若紫)云。このわかきみ(紫の上)おさなき心地に。めてたき人かなとみ給ひて云々。そのゝちはひゝなあそひにも。ゑかい給ふにも。源氏のきみとつくり出て。きよらなるきぬきせかしつき給ふ云々。ひゝなゝと。わさとや(家)なとつくりつゝけて。我もゝろともにあそひつゝ云々。又(末摘花)云。例のもろともにひゝなあそひしたまふ云々。又(紅葉賀)云。いつしかひゝなをしすゑてそゝきゐ給へり。ひゝなの中の源氏のきみつくろひたてゝ。内にまゐらせなとし云々。又(みをつくし)云。權中納言のむすめは。こき殿の女御ときこゆ云々。上もよき御あそひかたきにおほいたり。宮の中の君もおなしほとにおはすれは。うたてひゝなあそひの心ちすへきを云々。又(薄雲)云。御はかまきのをなけれと。いとけしきをなり。御しつらひゝいなあそひのこゝちして。おかしうみゆ云々。又(乙女)云。おのおの十にあまり給ひてのちは。おさな心ちに。おもふこゝろなきにしもあらねは。はかなき花紅葉につけてもひゝなあそひのつゐせうをも。ねんころにまつはれありきて云々。又(螢)云。またいけたる(明石姫君)。御ひゝなあそひなとのけはひみゆれは。かの人のもろともにあそひてすくし年月の。まつおもひ出らるれは。ひゝなのとのゝみやつかへ。いとようし給て云々。」淸少納言枕册子(過きし方戀しきもの)云。ひゝな遊ひの調度。」江家次第(立太子陪膳記)云。或幼宮時以ニ女房一爲ニ陪膳上一。一本髮女藏人四人以上傳ニ供之一。藏人一人居ニ土器二口於御盤一持參。卽受ニ御三把一奉ニ帳中阿末加津ニ云々。但有常阿末加津土器撤。其後供ニ比々奈ニ日次紀事云。上巳[illegible]遊。本是贖物之義。而所謂這兒。則解除之撫物也。」鹽尻卷五十五云(戊子上)。熱田の海邊に遊ひ侍りし云々。[illegible]ろさに民の家に雛祭とて兒女の集り物し侍るを見れば。餠少々魚の類を作りなすもの二三尺程なるを。筵に竝て多きを榮とすと言も。漁家の風よりや起りぬらん。一里許隔てゝ府下はかゝることなしと。京にては雛立るとさのみ多からす侍る。難波東都のことさはとに驕りて。さまざま夫ならぬ人形まて立連侍る。雛遊源氏物語にあれは。久敷習はしにや。されとも上巳に必する事共なく幼女の外はせさる事の樣にみえたり。或曰。雛は元來祓の紙人形より起。身の代の餘風にて。上巳祓に用ひ侍ると。予曰古人雛を水に流し侍りしは祓のわさの樣にも覺へ侍れ共。熟思に供物を備へ男女の像を祭るを考ふれは。是古より有し神幸なるへし。夫婦の姿を造り。兒女の祭りしは。扶桑略記なとに侍る是幸の詞により。處女行末婚禮し。幸あらんことを祈りて祭れるか。それに雛遊の調度なんと取添。幸の神祭の遺風にや共思はれと。夫は只一時の流行にて。年々相續せしことにもあらす。上巳の祓は年每に行はるゝ者なれは。その人形とひな遊と混せしと云說に荷擔せらる。大神宮の大麻とて御師の元よりおくるを。家ことに宮のうちにおさめてこれを神體のやうにあかむるたくひなるへし。人形もなて物なるを。神體のやうにあかめ。大麻も身をはろ

ふへきものを本尊のやうにこゝろえしも。またくおなしこゝろのならはしなるへし)。比那問答云。女子の比那を翫ふ事。古き事なり。ひゝなのあそびの事源氏物語所々に見えたり。是は常に女子のもてあそふ事なり。三月三日に今世ひなを立る事は。巳の日のはらへのなて物より始りたる事なるへし。三月上の巳の日に古ははらへをする。はらへは身の災をはらふ也。此はらへをするに陰陽師のもとより紙の人かたを送るを。その人かたにて身をなでゝ陰陽師につかはせは。それにてはらへを行ふなり。人かたは我身がはりになるなり。されはその人かたをかたしろとも。なて物ともいふ。源氏物語やとり木の卷の歌に「見し人のかたしろならは身に添て。戀しき瀬々のなて物にせん」とよめるにて知るへし。古はかの人かたを陰陽師の方へつかはしはらへを行はせたるを。後代ははらへの具にはせす。棚にならへ置て酒食を備へもてあそひものとせり。是巳の日のはらへの具の人かたと。古女子の常のたはふれのひゝなあそひと。一つにましりあひしなるへし。今も世に紙ひなはひなの本式なりといひつたへたるは。かの巳の日のはらへの紙の人かたより出しゆゑなるへし。」月苅藻集云。入語云。三月三日雛遊したる所にて飛鳥井榮雅卿。「都にはやよひの空ののとけくて。ひなのあそひも思ひやる哉」。女子三月三日。小偶夫婦形を作。是號二雛壹對一。其外大小人形各竝二置座上一。供二酒食一爲二人間一玩レ之。名謂二雛遊一。是往古有二女童業一。凡女子幼童時身添二人形一號二尼兒一。速爲レ負二惡氣一也。今拂子是尼兒類歟。又祓之時撫物。是以同意也。然雛遊幼童三月三日遊事此謂歟可レ尋云々。」(以上古今要覽)。また骨董集云。三月三日を期とせしはいづれの比歟詳ならず。塵添壒囊鈔(文安三年著)卷之一に。五節供の事をしるすといへども。三月の節供の處に雛の事見えざれば。文安の比はいまだ上巳の雛はなかりしなるへし。又拾芥抄上之卷に歲時部を立給ひたれど。上巳の雛見えず(これも壒囊抄とおなじ比の書也)。世諺問答に。民間の年中行事童遊の事までを載給ひたれど。三月三日の條に桃の酒。よもぎの餅。雛合などのみにて。ひな遊びの事は見えず。此書は天文十三年に纘がきし給ひしよし。奥書に見えたれば。上巳の雛は天文の比もいまだなかりしなるべし。無言抄に。雛。人形の事也とのみありて季をさだめず雜也。此の書は天正七年より二とせあまりにこれを記すとあれば。天正の比も未だ三月三日にさだまらざりしか。御傘にも雛を雜とす。增山の井(寬文三年印行)。三月三日の條に云。ひいな遊こそ慥なる期もあられば打任せては雜なるべし云々。但聊あひしらひあらば此比の俗に任せて今日の事にも成ぬべし云々」とあり。是等を合せ考るに。三月三日を期とせしは遠からぬ事なるべし。天正以後の事歟。三月上の巳の日水邊に祓する事和漢共に古し。源氏物語須磨の卷に。源氏須磨へ左遷の時三月の朔日巳の日にて。浦邊に出陰陽師をめして祓せさせ給ひ。舟にことごとしき人形をのせて流させ給ひし事見え。加茂保憲女集に「おほぬさにかきなでかすあまがつは。いくその人のふちをみるらん」などもいへれは。上巳の祓に天兒を水に流せし事もありしなるべし。後世に三月上巳を雛遊の期とせしは是等の遺意にて。天兒母子等の贖物に酒食を供じ。もろもろの凶事を是におはせ。おのれおのれが身を祝ひしが。やゝ古の雛遊びの方にうつりて。つひに今の如くにはなれるなるべし。國朝佳節錄。三月三日兒女制二紙人一爲レ翫者。贖物之義乃祓具也云々」といへり。然則原潔身の神事によりて起りたれば。今の世には雛遊といはで。雛祭と稱ふるも緣なきにはあらざりけり(古へのひいな遊びはたはふれのみ也。今のはたはふれの遊びわざにあらず。女は高きいやしき嫁しては夫にしたがひ。男は外をおさめ。女は內をおさむるものなれば。幼時より嫁して夫につかふるわざ。家業のことも。ひいな遊びにてそのまねびをなし。手馴らはしむるを本意とすめれば。民の童はことに飯かしくわざまでもこれに手馴。家內むつましき體をまねび。質素をむねとして美巧をこのむまじきことぞかし。今の世の女兒の男女のかたちをつくりて。夫婦ごと又奴婢のさまなどなして遊べるぞ。かへりて中昔のひいな遊びにもかよひ。伊勢の小米びなにもかよへりといふべき)。また貞丈雜記云。今三月三日に限りたるひな遊びの事を按するに。古は三月上の巳の日に巳の日のはらへとて祓をする事有し也。すへて祓といふ事は陰陽師の方より紙にて人形を作りてをこすを。その人形にて身をなで息を吹きかけてつかはせば。陰陽師はらへを行ひて川へ流し捨る也。かの人形につみとがをおはせて。はらひきよめてわざはひなのがるゝ爲のまじなひ也。その紙の人がたをあまがつとも。ひながたとも。かたしろとも。なでものとも云也。かの巳の日のはらへに用しひながたの紙の人がたを學て。後には木の人形を錦あや織物などにてかざりて。內裏ひなと名付け。かの祓をしたるを學ひて。ひな祭とてまつる事になりたる也。今もひなは紙ひな本式なりとて。金紙にて作りたるひなを用る也。白紙を金紙にかへたる違はあれども。紙ひなを本式と申傳へたるは。かの巳の日のはらへに用ひしひとがたのすがたをうつし傳へたる物なり。巳の日のはらへは男女ともにする事なれとも。後に至りてあそひ事になりし故。女子のみのする事にはなりたるなり。

【雛祭の供物】膳部の外に。豆煎り。はぜ。白酒。菱餅。蛤など必あり。

【雛の調度】内裏にて用ふるほどの品はみな小さく作り。今は塗物蒔繪などにて美美しく作る風なり。されど近古までも雛遊の質素なりし事昔々物語云。むかし正月男子は破魔弓にて的を射。女子はまりつき。はれをつく。射の稽古の爲めなり。三月は男子鷄合とて。庭鳥を持出合。女は雛遊びとて。ひなを飾り。食事を備へ。色々の諸道具をかざり草餅を雛の行器に入て。甘酒を錫の器に入れ。小蛤等澤山に。節句の禮とて雛を乘物にのせ。ほかひ持せて親方へ參る。是は成人の時嫁入して世帶持の稽古なり。當分の事にはあるべからず。」また還魂紙料に。古老の傳へて云。むかしはものごと質素にて雛遊びの調度も今のごとく美麗なるを用ひず。飯にもあれ汁にもあれ。蛤の貝に盛て備へけるとぞ(柳亭曰。今も古風を存して蛤の貝を用ふる家もたま〳〵ありと聞り)。百姓五節句遊といふ草紙に。雛遊びのかたかきたる繪の賛に「蛤は雛に對して昔椀」といふ句を載たり。今の草册子の類にて刻梓の年號なしといへども。寶曆元年の作なるべしと思はるゝと卷中に見えたり(もどかしや雛に對して小盃といふ。其角が句によりし狂吟なり)。又都老子(東都名張湖鏡編。寶曆二年印本)に曰。近年は雛配膳の調度など殊の外美をつくし。金銀を鏤などするをとはなりぬ。然れども貧賤の家には蛤の貝殼に飲食を盛りて供ずるも又多し云々」とあり。按に。五節供遊びに。昔椀に准へ。こゝに貧賤の家にはといへるをもつて。寶曆のはじめより此事のはやく廢れたるをおもふべし。

【後の雛】雛は三月三日に祭ることゝなりてより。九月九日にも雛を出して飾ることをせしなり。これを後の雛といふ。また所によりては八朔に雛を立るもあり。嬉遊笑覽に云。後の雛は滑稽雜談(正德三年撰)。今また九月九日に賞する兒女多し。俳諧是を名付て後の雛とすといへり。俳諧五節句。九月九日菊の綸櫃御臺匙おつぼある事。三月節句にほしき由のみ有て雛のをとはいはず。これは貞享戊辰重九の日とあれば。元祿元年なり。此ごろ雛を賞すること餘りに今めかしく記すべき程にもあらずとみゆ。さりながら飯匙五器もあるは雛の具にあらで何ぞや。漸く多くなりしは其後の事なるべし。續五元集(中)「穴いちに塵打はらひ草枕。ひゝなかさりていせの八朔」。又入子枕(正德元年草子)。二季のひゝなまつり。今も京難波には後の雛あるよしなれば。三月の如くなべてもてあつかふにはあらずとなむ。播州室などには八朔に雛を立るとぞ。是又彼綺行器を用る事の似たるより移れるか。」さて左に載る雛の圖は。骨董集より縮寫す。

第一圖室町家の比のひいなるよし。かむふりは作り付にてありしが。かけて失しとぞ。男の方高サかねさし三寸五分餘。女の方高サ三寸三分。

(第一圖)

第二圖は元祿十年印本鳥居清信か書ける繪の中に此の圖あり○第三圖は貞享五年印本日本歲時記に載する雛遊の圖なり。○第四圖は享保比の土雛の圖。尙志堂所藏男女とも高サ曲尺五寸餘。かむふりの巾子はかけて失たり。すべて土をもて作り燒きて。胡粉丹綠などにていろどり。おのづから古色あり。凡享保前後の物と見ゆ。深草燒にもやあらむ。むかしの質素を見るにたれり。今も田舍には女子生れて始めての三月の節句に。江戶の今戶燒の土びな(土のあれさま)をおくりて祝ふよし。とにかくに古俗は田舍にのこれり。奥州の田家も土びなをもちふとなむ(骨董集)。明治三十四年四月清水晴風等の諸家【雛遊會】なるものを催ふしたり。當日出品の目錄は左の如し

【人形の部】一元祿年間治郎左衞門雛。一元祿年間芋雛。一寶永年間芋雛。一享保年間立雛。一享保年間内裏雛各種。一寶曆年間絲雛。一安永年間治郎左衞門雛各種。一安永年間立雛。一寬政年間鴨川雛。一寬政年間内裏雛。一寬政年間隨神。一寬政年間芥子雛各種。一寬政年間芥子五人囃。一寬政年間立雛。一文化年間親王。一文化年間

第二圖

はうこ也

第三圖

第四圖

緑青

太刀を すさ 料 の 穴 也 丹

緑青

直衣雛。一文化年間立雛各種附丈箱。一文化年間高砂立雛。一文政年間内裏雛。一文政年間狩衣雛。一文化年間狩衣雛各種。一文政年間着脱狩衣雛。一天保年間高砂立雛。一時代不詳琉球紙雛。一時代不詳木彫内裏雛。一時代不詳薩摩絲雛。一室町雛。一古代雛。一森川杜園作奈良内裏雛。一加納鐵哉作三輪雛。一竹内久遠作内裏着色雛。一乾也作吉野雛。一奈良華墨立雛。一松壽作内裏雛。一二代日舟月作内裏雛。一四代日舟月作象牙雛。一竹内久遠作神像雛。一仲秀英作三人官女。一九谷燒室町雛香合。一煙管筒蒔繪立雛。一近時京都製内裏雛。一仁淸寫雛香合。一椿圭陶製室町雛。一七澤屋作御部屋芥子雛一揃。一一壽作奈良立雛。一親之作奈良立雛。一松壽作三人官女。一等庵作神像雛。一芝山彫立雛。一芳幾作張秡立雛。一初代玉山作内裏雛。一白髮雛。一乾也作深艸雛。一奈良彫雛。一銀鶏摸造陶製薩摩雛。一木彫着込象牙頭雛。一日貫後の雛。一薩摩雛。一伊勢小米雛。一大阪内裏雛。一良宗作立雛。一近世奈良立雛。一木目込加茂川雛（内裏五人雛）。一木目込治良左衞門雛。一萬場米吉作木目込内裏雛。一煙管象眼吉野雛。一岡周筆内裏雛之圖扇面。

【懸物之部】一柴田是眞筆紙雛之圖。一抱一筆内裏雛圖。一柴田是眞筆圓窓室町雛之圖。一伊藤綾春筆色紙短册雛之圖。一青々其一筆立雛之圖。一應擧門人元章筆足利雛之圖。一抱一上人筆立雛之圖。一春樹南華筆紙雛之圖。

【參考品之部】一五々三膳部雛形。一おやま人形。一鶏合圖雛箪笥。一青々其一筆松竹梅屛風一雙。一象牙細工三曲。一紙製古人形。一享保年間御土產人形數種。一筒守。一三浦乾也作。雛茶道具一式。一松壽作高砂尉姥。一蒔繪小形貝桶（貝添）。一飯櫃。一源氏繪貝桶。一源氏繪針箱。一源氏繪文庫（數種）。一源氏繪小形貝桶。一木目込稚兒人形。一木版小形源氏五十四帖百人一首かるた。一御伽這子各種。一天兒各種。一羽子板數種。一卷物。一陶製犬張子。一犬張子各種。一着脱御土產人形。一鶏合かぶ人形（天祥院殿より拜領）。

【追加出品】一鈴木我古筆立雛之圖。一奈良桃源作立雛。一安永年間立雛。一室町雛内裏。一文政年間親王雛。一木彫肥後雛。一雛抱狂人形。一東山雛。一幕府賜り文庫。一鯛跨惠比壽。一中國製張子女人形。一元祿年間衣裳おやま人形。一元祿年間衣裳人形七福神。一元祿年間衣裳人形遊女。一元祿年間衣裳人形放下僧。一元祿年間衣裳人形（惠比壽、大黑）。一住吉如慶筆職人盡屛風一雙。一宮川長春筆船遊び一本。一住吉具慶筆宮島和歌の浦屛風一雙。一蒔繪料紙硯。一寛永花見之屛風一本。一蒔繪唐机。一蒔繪吸もの膳。一紫檀製琵琶。一立雛督貳本。一支那製木彫人形。一信州之

製天神雛。一草雛

また續武江年表云。享和三年原舟月雛人形の製を改て。【古今雛（コキンヒナ）】と名つけ。世に行はれたり。」以上云ふ所を以て。昔の雛祭のさまと。今も行はるゝ古今雛の始を知るへし。また【伊勢の小米雛】の事。骨董集云。雛遊の記（全一冊寛延二年印行）。伊勢の神宮には昔より女子のもて遊び草に。小米ひいなとてちひさき男女の人形を作り。岐宜とて衣服を着せ家臺の上に居置て。夫婦むつましき粧ひをなして遊ふと聞侍る云々」と見えたり。おのれ此の事を伊勢山田の某氏にとひしに。伊勢山田あたりに古へより傳へて。女兒平日の雛遊ひに小米雛とて五六分許の紙びなを造り。その衣服にするものなきゝといひ。巾一寸許長さ二寸許のちいさき鳥の子なとの紙に。丹青もて文様をいろどり。或は行成紙などをちいさく裁て用ひ。或はちいさき紅絹のきれなどを添て。衣領つきをとゝのふるもあり。さて鳥の子などの巾ひろき一ひらの紙に。座敷。客間。居間。臺所など家のさし圖をかき。小米びな夫婦或は婢女。奴僕などもつくりて。そのさし圖の所々に粘してつけ置。人家平日のさまむつましき體をまねびて。常のもて遊びにしたるよし。今より八十年許前（享保の末にあたる）までは此事ありしが。今はたえて小米びなといふ名をだにしれる人稀なり」年八十餘の老人にあらてはしらずとぞ答られける。童のもて遊びも古はかく質素にてありし也。源氏の紫のうへのひいな遊びにちいさき屋形をつくり。ひいなをしすゑてもて遊び給ひしことなどおもひあはすれば。此小米ひなは古の民の童のひいな遊ひにて。それが享保の末までも傳りしなるべし。ひいなはもとちひさき義なれば。小米びなはよしある事ぞかし」とあり。【鴻の巣雛】清水晴風の取調に據るに。武州鴻の巣にて。昔は雛を製して江戶に出せり。內裏雛と異りて上下着たる男と下髮の女との形したるがありしよし。また嬉遊笑覽云。今の【紙ひな】といふもの。寬永頃の繪にみゆ。これ小兒平日の手遊なり。又古き【裝束ひな】は。今の【次郎左衞門雛】の體に似て。男雛は太刀なく。女ひなは天冠なし。衣服の體は。かはれ共。貞享。元祿のころも其如くなり。おもふに江戶ひなと稱するものは。享保已後の製なるへし。新野問答。鳥頸劔の條に云ふ。今世にも小兒の所翫。俗に裝束ひなと申候人形の劔。皆柄首鳥頸に候云々。」以上諸書いふ所を以て。雛祭の時節。雛遊ひの源流とも大凡を知るべし。

ヒニム　非人。中世以來非人と稱する一種の徒あり。和訓栞云。ひにん。俗に乞食をいふは。貧人の義なり。非人の義にあらず。貧窮の家をひかふるといふも。

飢火の義といへとも。貧の音なるへし。楚書に。如二人行一惡。名曰二非人一と見ゆ。橘逸勢の姓を非人と改めて。伊豆に流せし事。續後紀に見ゆ。聖德太子悲田院をたてゝ。其郭外の者を非人と名くともいへり。嬉遊笑覽に云。【かたゐ】は路の旁に居て物もらふ故なりといへり。今病の名をもていふは。癩の一名を證治要決に害大風とあり。これを【ものよし】といふは反語なり。物吉はもと祝詞なり。江家次第。被レ補二次侍從一事。元日節會輔親朝臣。公則朝臣參入著レ幄。稱云。元日奉レ拜二龍顏一。是物吉之事也。其後久無二諸大夫著幄一とみゆ。瘋人にいふは。醒睡笑。祝ひ過るもいなものといふ中に。或者正月二日の夜夢に。おもひよらず。我身に癩瘡いできたると見て。目ざめて按するやう。かれをば物吉といふなれば。仕合なにはに物よからふといへる咄あり。西武獨吟百韻。「まだよに古質のころものよし」。荷ひ賣行もかへるも二季のきはにはかならず初穗をものよしが取なれば。かく付るなり。

【貧民取扱】嬉遊笑覽云。延寶三年卯二月二十六日。町御奉行宮崎若狹守殿被仰渡。柳原川端に罷在候非人共。頃日の雨にて數多相果候由を聞召。不便に思召候間。今日の雨にも痛可申候間。先今晚中にぬれ不申樣。早々取あへず小屋かけ入置可申候。此方三人共。手代召連罷出。三間半に十五間の小屋懸させ。日暮前に非人不殘小屋へ入申し。兩奉行同心壹人つゝ。名主三人罷出。二十七日和泉橋と新敷橋の間に。貳間に貳十間の非人小屋三ヶ所可被仰付候間。早々入札爲致。非人小屋掛直出來。三月二日より柳原非人共に施行被下候。伊奈半十郞殿に支配被仰付。手傳の町人足十人つゝ。每日出。壬四月二十一日より非人少く罷成候に付。役人も人足も減可申被仰付候。二十五日よりもはや非人も無之に付。施行相止。小屋御崩し。車善七に被下候。元祿十四年巳十二月十二日より翌午五月二十一日迄。本所小梅村に小屋がけ新非人に施行有之候扶持等のとは。御代官伊奈半左衞門殿より渡り候。男女小兒共壹人に金壹分づゝ被下。當所立はなれ候やう申渡にて。小屋御はらひ被成候。金高五十八兩壹分。此人數貳百三拾三人。右の內六十二人は本庄小屋。新非人善七。松右衞門に預候分。百六拾人。今日牢屋より出候無宿十一人。右貳百三十三人の內。女小兒の分。松前伊豆守殿御番所へ町々のもの被召呼。奴に被下候。町々請取候町數。合四十七所。數合五十二人。又爰に非人頭松右衞門へ被命て。其の來歷を糺召さる。其の上書に曰。乍恐以書付奉申上候。」貞享四卯年九月二十六日。非戶新右衞門樣より初て御預けの者被仰付。是より諸御奉行樣より御預け御用被仰付候。二十六年以前辰年迄は。私園のうち。手下小屋を溜に拵入置申候所。段々御預けの

もの多く罷成候に付。溜地松前伊豆守樣へ奉願候。元祿十三年辰七月十一日。溜地則私居小屋續にて被下置候。此坪五百二十三坪四合半。御立合伊豆守樣御組與力中村次郎右衞門樣。越前守樣御組與力樋口次郎右衞門樣。木原與右衞門樣御手代星野吉兵衞樣。樽屋藤右衞門樣御手代次郎兵衞樣。椛兵衞樣。伊奈半左衞門樣御手代岩田庄兵衞樣。品川茂兵衞樣。右御立合の上。溜地御渡被遊候に付。此の溜地に貳間半に七間惣二階之溜新地に私入用に而。取建御預のもの入置申候。同十五年午二月十一日。溜類燒仕候に付。溜取建金兩御番所樣へ奉願候得ば。同三月十八日。金百兩可被下置旨被仰出。同二十三日樽屋藤右衞門樣に而。岡本又右衞門樣。田口六右衞門樣。松波常右衞門樣。御立合に而御渡被遊。奉頂戴候。則貳間半に五間。惣二階立の御溜二ヶ所取建。御預けのもの入置申候。七年以前享保四亥年二月十三日。溜類燒仕候に付。先年の通溜取建金奉願候得共。翌子年六月二十七日。當御番所御內寄合に被召出。御組與力植竹藤右衞門樣。中山出雲守樣御組與力阿部彥大夫樣。御立合に而右金子被下置。奉頂戴。則二間半に七間のみ無二階の溜。二ヶ所取建。御預のもの入置申候。」元祿十四巳年十二月十二日。松前伊豆守樣御番所に而被仰付。日本橋。江戶橋二ヶ所小屋へ入候非人。高貳百八拾人。翌午年五月二十一日落着仕候。此節の非人六拾貳人。片付申候。尤終始の內。增減御座候。一人に付粥米黑米にて一合。味噌薪奉受取。粥爲給申候。此時御役人松前伊豆守樣。御組與力吉田十郞兵衞樣。保田備前守樣御組與力長岡金右衞門樣。伊奈半左衞門樣御手代小川角左衞門樣。奥田武左衞門樣。同二十二日小屋不殘。諸道具共に車善七私兩人へ被下置。取拂申候。」正德四午年十二月九日。中山出雲守樣御番所にて被仰付。中橋御小屋へ非人入置申候。此人數高三百八拾人。翌未三月二十九日。落着仕候。此時の非人。高四拾人。重病にて善七私方へ御預け。尤始終の內。增減御座候。粥米味噌薪被下置候。此時御役人中山出雲守樣御組與力吉田政右衞門樣。坪內能登守樣御組與力滿田作兵衞樣。松野壹岐守樣御組與力中村三郎右衞門樣。同日小屋不殘。諸道具車善七私兩人へ被下置。取拂申候。」川廻りの儀。丹羽遠江守樣御在役の節。濱御殿の節。正德三巳年八月より被仰付。只今も相勤申候。」享保六丑年十月六日。南溜へ敷申候。疊壹萬貳拾五疊つゝ。御入用にて敷申候樣にと。御見廻り上澤安左衞門樣。藤田六郞左衞門樣。御立合にて被仰付候。御願物御扶持。一日壹人に付黑米五合つゝ。雜用錢一日壹人に付黑米五合つゝ。藥代一帖に付二分つゝ。元祿十二卯年より被下置。松前伊豆守樣御內寄合にて。同年七月二十八日被仰付。奉頂戴候。」七年以前溜類燒迄は。御加役方御預共御座候得共。溜類燒仕。御加役樣方御預大勢御座候に付當分被差置處無御座候間。御願申上。歸牢迄御預替に奉願片付申候。溜取建候て。以後は兩御加役樣へ申上候得共。今以兩御加役へ申上候得は。御聞屆被遊。先年の通御預可被遊旨御意御座候得共。今以兩加役樣之御預無御座。兩番所樣計御預御座候。尤寺社御奉行樣。御勘定御奉行樣よりは。先年之通不時御預被仰付候。右之通可奉書上旨被仰付候。乍恐書付奉差上候。三十九年以來諸奉行樣方御預御用被仰付。相勤申候。右之通。相違無御座候以上。享保十巳年八月三日。品川松右衞門。」以上擧くる所を以て。非人と稱する者の概略を了するに足るへし。維新後明治四年八月の布告に【穢多非人の稱被廢】候條自今身分職業共平民同樣なるへき事とあり。猶乞食の部。養育院の部。穢多の部を參照すへし。

ヒノカミ　日上は。禁中にて。當日に其事を執て。奉行有る人の事にて。其を上卿共號す。其日何事にても朝家に被行候公事なは。其第一の公卿うけ給りて下知し。職事勅宣を公卿に仰候へは。上卿又則職事にも。辨にも。外記にも申付て。施行せしめ候也。萬機の政何事も此定に候と有職問答に出つ。

ヒノタメシ　氷樣。延喜式宮內省式抄に云く。氷樣の奏。主水司奏レ之。此司は宮內省に屬す。氷樣とは氷室の厚薄寸法瓦石を以て其樣として奏レ之云々」と見ゆ。また公事根源には氷の多くゐるは聖代の驗し。氷のゐぬは凶年にて侍れば。氷の御所として大法秘法を行はれしにや云々とあり。要するに國栖奏。腹赤奏等と共に元日節會の典故と知るべし。

ヒノヌリ　日野塗は。漆器の名なり。工藝志料に。日野塗は。近江の日野に於て製する所の者なり。而して其の始詳ならす。多く椀を造る。元祿年間椀等の食器を製して。京師又は隣國に輸出す。正德年間日野の漆工の業一層盛なり。然れども其の製する所のものを以て。京師及大阪に於て製する所の者に比すれば。稍下等なり。其の地の工人業を傳へて今に至る」といへり。

ヒノミ　火の見。火の見櫓の略なり。江戶時代の法度は。一火之見は。萬石以上に限。近年交代寄合抔にて建之。萬石以上に限故不相成。松平左兵衞督には無之處。文化七午年中新火之見作之。定火之見は。前々より不相成候由。當主御用承候得者。板木鐘を釣。右勤役中用之。國許在所え御暇被下。又は幼少抔之節はメ切にいたし候事。松平越前守。松平阿波守。松平土佐守。松平隱岐守。松平讚岐守。松平肥後守。此家には定火の見。阿波。土佐。讚岐の家には。中屋敷えも。火之見有之事。

前々仕來に候事。勿論何れの火事にも板木鐘等を相用候事。寶永年中定火消役被仰付候砌。初め十五ヶ所。當時十軒。此御役家の火の見高さ三丈に限に依る。諸家の火の見高さ二丈五尺より六尺迄に限ろ。尤新規修理の節は公訴を以作事いたし候事」とあり。町家にては勿論之を建つるを禁ず。稀に其のありし箇所は由緒ある場所なるべし。町村にては皆火の見梯子を建てたり（セウバウ。クワジ參看）。

ビハ　琵琶は。和名類聚抄に曰く。兼名苑云。琵琶本出二於胡一也。馬上鼓レ之。一云魏武造也。今之所レ用是也。注。毘婆二音。俗云。微波二音。歌舞品目に曰く。按するにもと批把に作る。又比巴に作るものは。省文なり。通雅曰。說文有二批把字一。借當二樂器一。遂作二琵琶一。一名鼙婆。即琵琶聲之轉也とあり。又一名國嗄。同書武夷山記を引て曰。魏子騫。會二鄉人于慢亭一。呂荷香。憂二國嗄一。黃令姑。揮二悲慄一。々々即箄箳。國嗄即琵琶とみえたり。按するに。琵琶はもと其器を鼓彈するの狀によりて名くる所なり。琵琶錄曰。以レ手前曰レ琵。引レ手却曰レ琶。因以爲レ名といへり。其大さは。風俗通曰。琵琶長三尺三寸。法二天地人與二五行一也。四絃象二四時一也といへり。」此器も亦仁明天皇の御時唐土より傳ふといへり。三代實錄貞觀九年十月四日己巳。從五位上掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑部卿從三位繼彥第六子也。少耽二愛音樂一。好レ學鼓レ琴。尤善彈二琵琶一。承和二年爲二美作掾兼遣唐使准判官一。五年到二大唐一。達二上都一。逢下能彈二琵琶一者劉二郎上。貞敏贈二沙金二百兩一。劉二郎曰。禮貴二往來一。請欲二相傳一。即授二兩三曲一。二三月間盡了二妙曲一。貞敏答曰。是我累代之家風無二他師一。劉二郎曰。於戲昔聞謝鎭西此何人哉。僕有二一少女一。願令レ薦二枕席一。貞敏答曰。一言斯重。千金還輕。既而成二婚禮一。劉娘尤善彈二琴箏一。貞敏習二傳新聲數曲一。明年聘禮即畢。解レ纜歸レ鄉。臨レ別。劉二郎設二祖筵一。贈二紫檀紫藤琵琶各一面一。是歲大唐大中元年。本朝承和六年也。七年爲二參河介一。八年遷二主殿助一。少選遷二雅樂助一。九年春授二從五位下一。數歲轉レ頭。齊衡三年兼二備前介一。明春加二從五位上一。天安二年丁二母憂一解レ官。服闋拜二掃部頭一。貞觀六年兼二備中介一。卒年六十一。貞敏無二他才藝一。能彈二琵琶一。歷二仕三代一。雖レ無二殊寵一。聲價稍高焉。とこれ琵琶は。貞敏の傳ふる所この文によりて知るへし。東齋隨筆に妙音院入道相國は貞敏をは常に祖師守官令とおほせられけりとみえたるも。我國にして皆琵琶の祖とせし所。貞敏なるを愈々明なり。又琵琶血脈には貞敏入道琵琶博士廉承武より傳へ得たりとみえたり。然れどもこの器の傳來初起を以て。藤原貞敏歸朝の時の如くに記せるは蓋し誤なり。琵琶は已に南都東大寺中正倉院の御庫に四面あり。又。職員令。大同四年三月二十八日官符に。唐樂師十二人の中に琵琶師あり。已に奈良朝に於てこの器傳來せしと明なれば。貞敏は恐く中興の祖となすへきものならんか。

【琵琶譜】歌舞品目に曰く。【絃及柱名】○一（第一絃名。大き緒より算す）。乙（第二絃）。イ（ギヤウ）（第三絃。行の字の省文）。丄（第四絃。上の字の古文也）。以上四絃は放絃と稱して。指頭にて按することを用ひさるの名なり。○一柱。承絃の方を上とす。工（ク）。下（ゲ）。七（シチ）。八（ハチ）（又上より次第に算ふ）。樂家錄曰。皆以二食指一按レ之。○二柱。凡（ホウ）。十。匕（ヒ）。卜（ボク）。夜鶴庭訓抄。匕作レ比。卜作レ法○樂家錄曰。皆以二中指一按レ之。○三柱。フ（シユ）。乙（ビ）。ミ（ゴンセン）。ム。夜鶴庭訓抄。數秘言選に作る。樂家錄にフ數。又作數とあり。乙は美。ニは言。ムは撰の省文なりとす。或云。フは首。乙は尾。ムは專の省文なるへしともいへり。樂家錄云。皆以二無名指一按レ之。○四柱。斗（ト）。コ（コ）。之（シ）。也（ヤ）。夜鶴庭訓抄。コ作レ乞。之作レ之と。樂家錄にも之と同し。樂家錄曰。皆以二小指一按レ之○右。工。下より之。也。二に至るまで。總て二十聲なり。【奏法】𠬛。三五要畧曰。以レ撥拘二兩絃一（下並同）。音樂古意曰。これは一の絃をひかずして。乙クの二絃をひくとなり。」○ク。返し撥。音樂古意曰。すへて返し撥は一絃をかへすなれと。曲手にいたりては。四絃とも。又三絃ともにかへす處あり。」○𢑚書者。以二右手一彈レ之。註書者以二左手一操レ之。○音樂古意曰。𢑚書は譜の大字。註書は小書左手なり。」○音樂古意追加。按レ之𠬛撥透のみあけたり。しかれは。五調子のみを用ひし時の案譜歟。甚古きものなり。」○七。風香調のとき一つを二つひく。これ變徵にして。しらび聲なるゆゑなり。」○八。同調のとき。一つを二つひく。これ變宮にして。しらび聲なるゆゑなり。」○乙ー八。一の絃をひかす。乙よりひくとなり。」○コーク。三絃とも。又コク二絃。」○之ー丄。四絃とも。又之丄二絃○クー丄（二絃）○乙ーク（二絃或は三絃）○一ー七○七ー八。【唱歌】樂家錄曰。比巴唱歌者。用二叩。弛。洗。返。待之五字一。是見二譜面一者也。此外雖レ有二三品一無二唱歌一。或曰。比巴本無二唱歌一。然中世設レ之。○叩（タク）八（丄八）。○波地叩天也已下皆傚レ之。」○七ク七○下乙下○一八一○匕七匕○十下十○ムームーム○ミ七ミ○乙下乙○也ム也○之ミ之○コ乙ミ○已上十二。○樂家錄下同。」○弛（ヘズス）。八ー。波チ。弛天。也。已下皆傚レ之○七ク○下乙○一八○匕七○十下○ムー○ミ七○乙十○也ム○之ミ○コ乙○已上十二。」○搔（カキスカシ）洗。𠬛。之搔洗天也。已下傚レ之。𠬛。𠬛。𠬛。𠬛。已上六。」○返撥。丄レ。上返志天也。已下皆傚レ之。クレ。八レ。七レ。一レ。匕レ。十レ。ミレ。也レ。之レ。已上十。」○待（マチ引）。此譜。是唱レ待也。引字半有二拍子文一於二此文一無レ詞。故待唱二延之一。」○搔撥○放撥○一撥。以上三品無唱歌也。按するに。胡琴教錄に亦案譜法あり。要畧と同しからず。今姑らく是

を畧す。

【調絃法】また同書に調絃法を記して曰く。「○壹越調（琵琶雙調）黄鐘乙越一クレ平調上黄鐘。以レ乙合レ宮（笛六）以レ乙合レ一（笛夕）以レ乙合レ斗（同音）以レ一合レ上（同音）以レ上合レク（笛干）以レ上合レ之（同音）以レ乙合レ也（同音）。」○平調（琵琶黄鐘調）一平調乙盤渉上平調ク黄鐘。以レク合レ宮（笛干）以レク合レ一（同音）以レク合レ乙（笛中）以レク合レコ（同音）以レク合レ上（笛夕）以レ上合レ之（同音）以レ乙合レ八（同音）。」○雙調（琵琶返風香調）一雙調乙黄鐘ク越一上雙調。以レ一合レ宮（笛丁）以レ一合レク（同音）以レ上合レク（笛六）以レ上合レ之（同音）以レク合レ乙（笛夕）以レク合レコ（同音）以レ乙合レ八（同音）。」○黄鐘調（琵琶風香調）一黄鐘乙仙神ク平調上黄鐘。以レ一合レ宮（笛夕）以レ一合レク（同音）以レ上合レク（笛干）以レ上合レ之（同音）以レク合レ乙（笛丁）以レク合レ乙（同音）以レ乙合レ一（同音）。」○水調一黄鐘乙盤渉ク平調上黄鐘。」以レ一合レ宮（笛夕）以レ一合レク（同音）以レ上合レク（笛干）以レ上合レ之（同音）以レク合レ乙（笛中）以レク合レ上（同音）以レ乙合レ八（同音）。」○盤渉調（琵琶平調）一下無乙盤渉ク平調上黄鐘」以レ乙合レ宮（笛中）以レ乙合レ一（笛五）以レ乙合レ斗（同音）以レ乙合レク（笛干）以レ一合レ七（同音）以レク合レ上（笛夕）以レ乙合レ八（同音）。」○太食調（琵琶返黄鐘調）一。乙。ク。上。」○貞敏所レ定四調。」○風香調（合二笛黄鐘調一）。」○返香風調（合二笛一越調雙調一）。」○黄鐘調（合二笛平調一）。」○清調（合二笛平調。盤渉調一）。源語。橋姫卷。河海抄。凡琵琶は。風香調。返風香調に。秘曲有り。楊眞操。流泉曲なり。仍以二此兩調子一爲レ先と。琵琶の黄鐘調は。笛の平調にあはするなり。掃部頭貞敏。四調をさためたり云々。」○八調。三五要錄曰。私案。琵琶。調子品。上古。各用二本調一。絃管無レ異。即以二琵琶平調一合二笛平調一。以二琵琶黄鐘調一合二笛黄鐘調一而我祖師守宮令。令レ定二四調一備二雅樂一。所謂風香調。返風香調。黄鐘調清調。是也。今世以二琵琶風香調一合二笛黄鐘調。盤渉調一。以二返風香調一合二笛一越調。沙陀調。雙調。水調一。以二琵琶黄鐘調一合二笛平調。性調一。以二琵琶返黄鐘調一。合二笛太食調。乞食一。以二琵琶清調一。合二笛平調。盤渉調一。然以二風香調一。合二笛盤渉調一。以二返風香調一。合二笛一越調一。時。絃急易レ絶。調音難レ和。爰以二琵琶雙調一。合二笛一越調一。以二琵琶平調一。合二笛盤渉調一緩急得レ中。清濁叶レ宜。故用二件八調一以彈二調曲一焉。」○風香調。此音を。ふうきやうと讀は誤なるにや。更科日記。春かすみおもしろく。空も長閑にかすみ。月のおもても。いとあかうもあらす。となくなかるゝやうにみえたるに。琵琶のふかうてうゆるらかに。ひきなとしたる。いといみしく聞とるに。」また枕草紙にしらへは。ふかうてうわうしきてう」などいふを見ゆ。なほまた琵琶に二十六調あり。即ち○一越調○索性（一越上）○雙調○沙陀調○平調○太食調○乞食調○小食調○道調○黄鐘調○水調○盤渉調○風香調○返風香調○林鐘調○清調○殺孔調○難調○仙瀉調○鳳凰調○鴛鴦調○南呂調○玉神調○碧玉調○啄木調○仙女調等ありといふ。

さてこの器の【所名】は○甲。琵琶。背面之總名也。漢土にこれを槽と稱す。槽は樂家錄曰。是下面之圓盤也。今謂二之甲一。按するに。康熙字典に石槽。檀槽。皆琵琶槽也。開元遺事賀懷智善二琵琶一以レ石爲レ槽。唐後主。題二琵琶背一詩。天香笛二鳳尾一。餘暖在二檀槽一とみえたり。」○木絵。槽に彫鏤を施すの名なり。胡琴教錄或人云。牧馬紫檀甲小馬平二三匹木絵彫入也○又木絵と號する琵琶もあり。」○遠山。體源抄曰。甲の上の尖りたる形の彫あけたるところをさして云爾。八雲御抄云。とを山。注琵琶遠山なり。樂家錄曰。是槽表如二雁金點一刻成之處也。」○腹板。琵琶の表の板の總名也。樂家錄曰。是上面乘レ絃方板之名也。按するに漢土に面といひ。又板ともいへり。文獻通考。蛇皮琵琶以二楸木一爲レ面。大明會典。琵琶二把。每把以二鐵刀木一爲レ質。梓木面板鳳眼二。」○額。樂家錄曰。是腹板之本。覆手之邊也。」○撥面。樂家錄曰。是腹板表所レ張之革是也。又和名抄曰。撥面者當三於用レ撥處一以レ革爲レ之とみえたり。」○半月。樂家錄曰。是腹板表。覆手鹿頸之間有レ穴。其形如二半月一因名レ之。又八雲御抄に。なかはなる月。注に半月をいふ也。又漢土に鳳眼と稱する者。大明會典の文上にみえたり。又單に目と稱する者。陳氏樂書に見ゆ。曰。秦漢琵琶本出二於胡人弦鼗之制一。圓體。修頸。如二琵琶一而小。柱有二十有二一。惟不レ開レ目爲レ異とみえたり。」○滿月。覆手の下に一圓孔を穿つ。故に滿月の稱あり。其名又見二和名抄一曰。滿月半月者。在腹之孔名也。各自體名也。體源抄には隱月と云。曰覆手の下にはちさす穴也。花鳥餘情云。琵琶の撥をおさむる穴をは。隱月といふ。ふく手の下にあり。夜鶴庭訓抄には。音穴ともいへり。」○隱月。見レ上。樂家錄曰。是腹板表。覆手下。有レ穴。常納二撥本一之處也。在二覆手下一。不レ顯。故爲レ名耳。」○覆手。又伏手とも云共見二體源抄一。樂家錄曰。是腹板上。持二絃本一之處也。其形如レ覆レ手故名也。覆或作レ伏。和名抄曰。覆手者在レ腹如レ屈レ掌者とあり。此物に孔を穿つて四絃を張る。頸目端喰あり。即胡琴教錄に志止に女端入有レ之とあり。漢土に扶子と云。大明會典。扶子山口各一。皆用二鳥木一。」○通絃孔。樂家錄曰。是覆手通經之孔也。」○猪目。樂家錄曰。是通絃孔之周。以二玳瑁一爲レ飾者也。按するに胡琴教錄に志止に女と云者是なり。今云端喰のことなり。」○蟻通。樂家

錄曰。是鹿頸上。按レ柱兩邊。許ニ蟻通一處也。假令鹿頸橫七分。則柱長六分半。而兩邊各餘ニ蠶半許一是蟻通也。」〇磯。樂家錄曰。是周惣名レ之曰レ磯。」〇落帶。槽と面板とを合せたる。間の機通り撥面の上まで。推廻して革を粘着するを。落帶と云。樂家錄曰。是云レ機革之名也。」〇頸。體源抄。鹿頸。一說。胡琴教錄。註に。柱有レ之。漢土にも頸といひ。又項とも云ふ。陳氏樂書。圓體修頸如ニ琵琶一而小といひ。大明會典。頭頸通三尺五分。」〇鹿頸（シチクビ）。又樂家錄曰。是設レ柱之處也。和訓。志遠具比とも見たり。」〇匡口。樂家錄曰。是與ニ鹿頸一接續之處也。」〇海老尾。頸の最も末の處。其形海蝦の尾に類するの稱なり。樂家錄曰。是鹿頸之末。屈折如ニ海老形一處也。樂府雜錄。大明會典に匙頭と云もの是なり。」〇半手。體源抄一說。反手。轉手さしたる所なり。胡琴教錄に反手。註に轉手絃淵海老尾有レ之。樂家錄曰。是絃門之外邊也。」〇絃門。體源抄に半手の中にありたる所也。夜鶴庭訓抄には。これを絃藏といひ。胡琴教錄には絃淵といふ。按するに。樂家錄にはこれを別とす。曰絃藏是受ニ轉手一納ニ絃本一處之空中也。絃門是絃藏左右之木。其形如ニ門棖一故名とあり。」〇承絃。和名抄に。所ニ以承ニ絃之末一者。琴箏等皆有レ之。胡琴教錄に乘絃に作る。注に亦名承絃とあり。」〇乘竹。樂家錄曰。是當ニ于乘絃之外一竹片也。」〇轉手。絃を卷きつくる者なり。和名抄。如ニ琴軫一者也。又體源抄曰。一說轉手。」〇世撥。腹板の中の中間に帶の如き橫木を容るなり。胡琴教錄在ニ腹中一號レ虹。或八音抄に世撥をおく事撥面の中。すみのほとあるへし。上へよるへからす。二そとらば下によるへし。」〇猿尾。樂家錄曰。是鹿頸裏面之頭。相ニ接于絃門一處。高起如ニ猿尾一因爲レ名。」〇兎眼。樂家錄曰。是指ニ納轉手拾絃門一。是轉手之木口也。」〇柱（ヂウ）。胡琴教錄付注。師說曰以下無ニ油氣一檜上作レ之。注曰。片正（マサ）造レ之木師抄。柱をつくりつけん事。柱にはひのきをす（中略）。かたまさといひてきり口の目をすしかへてつくるなり。柱のかずは四枚也。」

【器具】〇撥。和名抄。俗用ニ撥字一。蔣魴切韻云。撥。琵琶撥名也。敷水記云。以ニ龍柏木一爲レ之。羅威爲ニ太守一進ニ十雙琵琶撥一と。今普通に。黃楊木を用ゆ。大明會典に烏木撥あり。唐禮樂志。五絃如ニ琵琶一而小。北國所レ出。舊以ニ木撥一彈。樂工裴神符。初以レ手彈といへり。」〇水牛角撥。吉水院樂書。西宮左大臣高明。康保四年八月十五夜のくまなかりけるに。夏の直衣にて水牛角の撥にて琵琶を彈し玉ひけると。この事。又古事談に。村上聖主の御事と記せり。文獻通考に。蛇皮。琵琶以ニ楸木一爲レ面。其捍撥以ニ象牙一爲レ之。圖ニ其國王騎レ象と。又象牙にて製すへし。」〇秘撥。源語橋姫卷。河海抄曰。隱月になさむるゆゑなり。」〇緒袋。其製大旨。箏の爪袋に似て少異なり。必赤地の錦を表にすへしと。太秦宿禰廣猶先生の口語なり。其中に收め備ふへき者。絃。其他。柱一具。餅續飯（ソクヒノリ）。鋏。薰陸末。小圖竹。箏柱一箇。是等の品。要領の物なりと。薰陸箏柱。用意のをは胡琴教錄にみゆ。又樂家錄曰。絃袋者。表錦。或金襴。裏織色。徑三寸許。深一寸二三分許り。圓也。底。別縫ニ合之一。但如ニ壺之袋一。於ニ底四箇所一狹縫レ之。而口設レ緘。通レ緒結レ之。此袋。納ニ三。四之絃。糊。香縮。篦。針。鑷一者也。又曰。私近來右外又貯ニ溫石及松脂一。溫石爲ニ絃澁時傳一レ之。松脂爲ニ轉手返時傳一レ之。」〇袋。按するに。胡琴教錄に。縫袋の目をあけて。其餘關けたり。花鳥餘情曰。琵琶の袋は。おもて錦。袋は唐綾なとにて。雙六の調度袋のやうに。しりのかたをまろにして。ふせくみはうすびしといふ紐をぬい目はかりにおすといへり。或はあか色の浮線綾の面はなたの唐緒のうらつけたり。甲のかた。をくびの程を。なからはかりをきりて。其きりめの程に。緒をつけゆふ神妙なり云々。衣笠內府の雜抄にみえたり。古今著聞集。永保三年七月十三日。主上殿下南殿巽角御座ありて。藏人盛長をして。御琵琶牧馬を召よせらる。錦の袋に入れて參りたりけり。又後三年繪卷物の中に。袋に入れて。緒にて結りたる圖あり。樂家錄曰。琵琶袋之法不ニ世傳一。近年其圖自ニ官庫一出。今出河公規卿。據ニ其圖一被レ作レ袋。表綿。裏織色。紐。同レ表と。其圖ありて尺度をのす。曰袋。長五尺。よこさま一尺三寸。但琵琶の大小によろへしとあり。又琵琶は袋に入るへからすと云說あり。胡琴教錄。師說云。白河院仰云。琵琶波袋𡖋不レ可レ入。白義塵乃細奈留可居多留可拭布可。津也波出來也とみえたり。又正字通にみえたる。琴囊のことゝ合せ考ふへし。箏の袋の條にみゆ」とあり。

【名器】大日本史に曰く。其名器。曰玄上。曰牧馬。曰玄象。曰青山。【玄上】紫藤槽撥面畫ニ馬上打毬狀一。村上帝重器（注玄上一作ニ玄象一。樂家錄曰。玄象與ニ玄上一別器也。今據レ之）。【牧馬】撥面畫ニ牧馬一。醍醐帝重器。與ニ玄上一。並稱ニ一雙名器一。【玄象】紫檀槽。撥面畫ニ黑象一。【青山】紫藤槽。二器並仁明帝重器。貞敏得ニ之于劉二郎一者と見ゆ。絲竹口傳抄に曰く。玄象は大唐の琵琶の博士劉二郎か琵琶也。深草の帝の御時。掃部頭貞敏唐土へ渡りて。琵琶を習ける時に。師の手より得たり。延喜帝の御物也。紫檀の直槽なり。或說には玄上宰相の琵琶なり。主の名を琵琶に付たりと云々。又撥面に黑き象を畫たろによりて。玄象と云とも云り。此琵琶餘りに古くなりて。今は撥面の繪もみえす。凡そ昔よりの靈物にや。大內裏燒亡の有ける時に。飛出て大庭のむくの木に懸たりけり。又一條院御宇寬弘之頃失にけり。是を求めんか爲に。山

山寺々にいみじき僧をもて。御修法被レ行けり。或時朱雀門の上を四絃の聲しけり。是をあやしみて。人をのほせて見せらるゝに是なし。又或とき七撥の音す。前の如く人をのほせて見せらるゝに見えず。これに依て僉議ありて。宣命をもて勅使をつかはして是を讀せらる。假令鬼神これを犯すと云とも。勅命に隨へきの由。宣命の文に是を載せらる。これに依て人の聲ともおぼへず。をそろしき音にて勅命のかれがたしとつぶやきける。其後頭に緒を付ておろしたりける。聊も疵つかず。能々拭ひ殊勝に持なせる體也。鬼のこれを盗にけり。斯有鬼神なれとも勅命には恐れのがれざる事になん。或人の申されけるは。玄象は瑕瑾の物なり。繩つきにけりと申て愛せられて。失て九日めと云に出にけり。第二日めと云より御修法始めて。七日に當る日出來にけり。後に壽永に平家西國へ落行の時。玄象。鈴鹿取具して落んとするを。女官。女孺心かしこく取かくしてけり。失にけんと御歎の所に。平家落て後取出しまいらす。由々敷高名したりと御感ありけり。いたらぬ人の彈には不レ鳴。或とき大貳資通に給ふて彈けるに。心よくも調得さりけれは。濟政卿是を聞て。玄象こそ腹立けれと云けり。經信又調得さりければ。濟政云へる事あり。今も其言の如しとぞ笑ける。是れはいまた至らさる時の事にや。後には無雙の琵琶引にてぞ有ける。されは何事も能稽古と云へし。侍從大納言いまた殿上人にておはしける時。六位の藏人にて。夏衣をきて。置物の御厨子の側に寄臥て在けるが。餘りのあつさにうらわを結合て。枕立にて冠を脫て。伏たりける。夢に直衣に冠着たる老人の。そはり伏て云やう。口惜き物かな。年來人にうやまはれてこそ有つるにと云ふに。驚て見れは玄象也。と語傳へたりとあり。また【其他の名器】には渭橋。小琵琶。無名。元興寺（一名切琵琶）。井手。木繪。末濃。賢圓。齋院。師子。象。白龍等あり。樂道類集に。近代の名器なりとて記せるは谷風。虎。五常樂（以上三面伏見殿王家之琵琶）。師長。巖。神女（以上三面菊亭家有レ之）。鷄德（小倉殿所持）。羽龍（花園殿所持）。南門（尾張殿所持）。岡寺（眞田勘解由所持）。面影（林參河守太秦廣兼所持）。鳳雲行（南都樂人窪甲斐守近純所持）。大山（天王寺樂人林肥前守太秦廣厚所持）。大虎（施藥院有レ之）。小虎（本國寺什物）と見えたり。この中巖。神女。羽龍の三器は現今宮內省の御物に納められたり。

以上に擧げたるものは總て雅樂に用ふる琵琶に關する說明のみなり。しかるに中世この器にて瞽者が平家を語ることあり。之を【平家琵琶】と云ふ。其器雅樂のものとは小にして。柱も樂のよりは一柱多くして五柱あり。其律制。組織等總て異れり。又別に【筑前琵琶。薩摩琵琶】の二種あり。悲愴なる曲を語る。今は平家琵琶は廢れて。薩摩琵琶漸く流行せり。

ヒバチ 火爐は。火を盛る具なり。又火桶と云ふ。其製一ならす。及其形狀等に種々あることは。下に見ゆるが如し。和漢三才圖會云。周禮天官冢宰之屬。宮人凡寢中共二爐炭一。則爐亦三代之制。今火爐是也。按火爐。俗云火鉢也。其製不レ一。可二以禦一レ寒可二以焙一レ物とあり。貞丈雜記に云。【火桶】岷江入楚注云。火桶は火取の大なる物也云々。火桶は內を眞鍮等のかねにて張り。外は桐の木をくりたる室とし。或は木地又は縮にてだみ。其上にさいしき繪を書たる物也」とあり。又檜杉などを曲げて作りたるもあり。【地火爐】嬉遊笑覽云。枕草紙にくきものゝ條。老ばみうたてあるものこそ。火桶のはたに足をさへもたけて。もの云まゝにおしすりなどもするらめ。古へ地火爐はありしかど。そは食物などまかなふ處なれば。手足を煖むることなどはせず。是をすびつといふ。件の草子の內にも。すびつに蛙の焦れたるとみゆ。續古事談又後三年記に。地火爐ついでといふも。食物を造る事なり。されど田舍にはゆるりなど呼て何にも用ゆ。大雙子。ゆるり（ユルリ）は。圍爐の音の訛れるか。これを漢土に地爐と云り。山谷が詩に地爐相對語離々。又足をあたゝむる足爐もあり。これに非樓めく物を作りて火燵といふ。」【火燵】のことは上卷に載せたれは茲に略す。又一話一言云。薩摩國伊集院（日置郡）の中より【竹籠の火鉢】を出す。これはむかし薩摩より朝鮮を伐て擒にして歸りし子孫。此物をつくりて世をわたりし也。故に一村みな李氏なりといへり」とあり。又貿易備考に火鉢は寒を禦ぐの具なり。其製一ならす。其形狀も亦隨て殊なり。昔時は專ら火桶を用ふ。其製桐材を以て圓筒狀の室を造り。其內部に黃銅等の薄葉を貼し。外面は木地或は消金にして。其上に彩色畵を爲したるものなり。後世木材を以て。方形に造れるを【箱火鉢】又は【角火鉢】と曰ふ。其他籐竹を編みたるもの。及ひ青銅黃銅陶器等の數種ありと雖も。其の歐米及ひ淸國に輸出するものは。青銅。黃銅の二種なり」と見えたり。【しかみ火鉢】といふは。和訓栞に。兜鍪火舍などにいへり。獅嚙の義也とぞ。されど醜女の義。轉訛せるなり。火舍にいふは。禪書の捧爐神也」とあり。右しかみ火鉢と云は。銅眞鍮などにて製し。其足は捧爐神なるにや。獅子なるにや。異形のものを鑄出したる火鉢なり。

そも〳〵火爐は日常の具にして。長火鉢。きんたま火鉢。宣德火鉢など。其形狀等の如きも。皆人の知る所なれは。今詳明を要せす。たゞ其概畧を示すのみ。

ビハホウシ　**琵琶法師**は。平家物語を琵琶に合して語る盲僧なり。歌舞音樂畧史に曰く。法師の琵琶ひくを事とせしは。中世よりの事なり。今昔物語に。木幡の里に盲法師ありしが。琵琶の好手にて有しに。博雅三位（延喜頃の人也）の習ひたりし事みえ。東齋隨筆には。式部卿敦實親王の雜色蟬丸とし。逢坂山に住る由にいへり。法師の琵琶ひく原は。大寶の僧尼令に凡僧尼作二音樂及博戲一者。百日苦使。碁琴不レ在二制限一。などあるより世に許されたるか（琵琶も琴の屬なればなり）。後世貴人の遊宴に。或は僧の立まじりたる時は。必琵琶を所役とする旨。舊記にみゆ。小右記。寛和元年七月十八日條に。召二琵琶法師一。令レ盡二才藝一給二小祿一。新猿樂記に。琵琶法師之物語とあれば。古くより琵琶にあはせて故事を語る態も有しならん。さて平家を琵琶法師の語る事の起は。徒然草（下）に。後鳥羽院の御時。信濃の前司行長。稽古のほまれ有けるが。樂府の御論義の番にめされて。七德の舞をふたつ忘たりければ。五德の冠者と異名をつきにけるを。心うき事にして。學問をすてゝ遁世したりけるを。慈鎭和尙。一藝あるものをば。下部までもめし置て。不便にせさせたまひければ。此信濃の入道を扶持したまひけり。此行長入道平家物語をつくりて。生佛といひける盲目にをしへてかたらせけり。さて山門の事をゆゝしくかけり云々。武士の事弓馬のわざは生佛東國の者にて。武士に問聞てかゝせけり。彼生佛が生れつきの聲を。今の琵琶法師は學びたる也。」とあるが普通の說にして。徒然草參考（淨福寺惠空作）に。行長入道慈鎭和尙に扶持せられし故にや。平家のふしも。多くは台家の聲明（シャウミャウ）の聲に似たる處あり。六道講式のはかせ。及叡山大會の時など。よみあぐる聲明のふし。今の座頭のかたるによくうつりてまがふ所多し」といへる然もあるべし。當道要集（琵琶法師の事を記せるものにて古書とみゆ）に。平家勸文の錄を以て勘るに。作者七人ありて品々の本あり。然といへども。遍く其中に流布せるは三本なり。草案本。中書本。淸書本是なり。草案本諸盲目の業とせり。中書本は月卿雲客翫ぶ。淸書本は大內の秘府に納る。是を雲井の本と名づく」と有。實に此書の作者と稱する者。行長の外。爲長卿（臥雲日件錄）。葉室時長（公卿補任）。吉田資經。源光行（醍醐寺雜抄）。櫻町中納言の子願敎法師（陰德太平記）等の說ありて（此等の書の外にも猶異說あるべし）。其本も亦八坂本。鎌倉本。角倉本等數種異同あり。長門本に至ては。大に異なる所あり（今瞽者の用るは。かたり平家とて。印本とは異なり）。然れば當道要集の說悉く信ずべからずといへども。草案中書淸書などの差あると。又おひつぎの人の增删したるとにて。かくの如く數種の異本ある事なるべし。」生佛の後を如一檢校といふ（太平記に恕一とある同人なるべし）。二弟子あり。一を覺一といひ。一を城一といふ（臥雲日件錄文安五年八月十九日條）。覺一足利尊氏と親あるにより瞽者漸く勢あり（當道要集）。以て此道の一時盛なりしを知るべし。後世此道に城方。都方（イチ）の兩派あるも。其原は皆如一。覺一。城一等を祖とすといへり（如一城一師弟の事。諸書に異同あり。今煩しく擧ず）。」覺一。明石檢校と稱す。又城了とも云。「夜の雨の窓をうつにも碎くれは。心はもろきものにぞ有ける」といふ歌を詠に。後小松院より夜雨の城了の稱を賜はれりと鹽尻にみゆ。又院より紫衣を賜はれりともいへり。」平家を語るに。曲節ありて琵琶にあはするを引句といひ。琵琶をさし置。ふしもなく。書籍の素讀などするやうに。其事實を諳にてかたるを語句（カタリ）と云へ（一枝軒隨筆）。友人那珂通高云。意ふに當時生佛の平家物語を演ずる。いまだ是を琵琶に施さず拍手して其節を成す。猶奧淨瑠璃の扇を用ゐたりしが如くなるべし。徒然草にも說て。琵琶の事に及ばず。卯花園漫錄には。初は素拍子にて語りしを後は琵琶を彈て語るといへり。然らば其琵琶を彈て平家を演ぜしは。生佛にあらずして。必如一より始まれるならん（洋々社談第二十四號）。友人小杉榲邨云。看聞日記云。應永二十三年三月五日。雨降。祖一勾當參。平家申。初參也。二十四日。祖一云々。琵琶絃一具賜レ之。同年六月八日。早旦行藏庵御出。御所樣新御所。余參。椿一檢校參。當有二名望堪能一者也。則於二道場一平家三句申（以下平家を語る事を記する事枚擧に遑あらず其一端を抄錄す）とあり。瞽者の名稱に。檢校勾當など唱ふるこの頃よりのをなるべし。又琵琶絃一具賜レ之とあるを思へば此頃は旣く琵琶に合して語りし事も明かなり。然るに薩戒記。應永二十三年六月二十七日條に。藏人中務丞源重仲來。密談云。近日主上（稱光院）。上皇（後小松院）。御中不快。其故召二琵琶法師一。可レ聞二召平家物語一之由。自レ內被レ申レ院。無二先例一不レ可レ然之由。有二御返事一云々。閏六月二十七日。依レ召參院。琵琶法師參入語二平家物語一云々の文あり。之を思へば。この頃までも。禁門には輕々しく召されざりしなるべし。かたがた平家をもてはやすのみならず。此瞽者輩の盛りに行はるゝは應永以下の事と決むべし（清矩云。蒹葭堂雜錄。及び洋々社談なる那珂氏の說に。二水記。康富記等に瞽者の檢校を。建業と記したるに據りて。もと其業の成就したるを云。家言なるを。何の頃よりか借して檢校と書しにやと云へれど今採らず）。」そもそも上古に語部（カタリベ）の民ありて。大嘗會の時。上古の故事を演たるも。平家の語句に類せるものなりしが。後世の能の謠曲も。平家と田樂のうたひ物とを撮合して。

機軸をなせるなるべし。浄瑠璃に至ては全く平家を祖としたる事。浄瑠璃をかたるといふ詞にて知るべし。」明治廿四年六月十日。史學雜誌第十二編第六號に山田安榮。合田檢校より聞き得たる談話數條を載す。曰く。平家物語の長府本。一に阿彌陀寺本と稱ふるは。先年小生が史料探訪の時赤間宮にて閲覽したるが。其卷數は廿册に分ち。一卷より五卷までは每行字句の傍に朱筆もて。チコト點の如き點譜を附けたるは奏曲の節附なるへし。全部の内四五册は紙質墨色ともに後人の補寫して。古本の缺脫を補足せし痕跡を留めたり。林道春が赤馬關阿彌陀寺にて見たりしは十六卷本なりと。尾崎の群書一覽に注せるが。道春の見られたる頃は缺本の儘なりしか。補寫して廿册となしゝは其以後の事なりしか。秘閣の長府本も現に廿册あり。阿彌陀寺本の傳寫ならん。異本の種類卷數の異同抔は後日の研究に讓て玆には多言せず。檢校合田氏は名を春悅と曰ひ。天保三年辰歲の出生にて。今年は七十歲の高齡に方る。合田氏の家は元京都にあり。春悅の父を錦圓。祖父を廣道といひ。廣道の兄は淇園にして皆川氏を襲たり。淇園は即ち春悅の大叔父なり。京都平曲の宗匠は前田檢校。秦野檢校の二流ありて。前田流は江戸へ傳播し。秦野流は今京都に微微として遺り。合田は前田流を受たりといふ。此二家の文句節附は八坂の古流と少差ありと。平家物語一部を分段して二百齣となし。三度に免許を與ふる定めにて。初は五十齣。中は百齣。末は五十齣完成(或は勸請)といひ。初五十齣の内二十齣まてを語り句と稱へ。琵琶に掛けすして素語りなり。其後は引句と稱へて每齣彈奏す。初の五十齣を祝詞節讀物の免許といひ。中百齣を都移しの節といひ。最終の完成を小原御幸の節といふ。皆免許を得る節奏の名稱なり。江戸にありては芝。上野德川氏の靈廟忌辰の獻奏。又諸大名の第宅落成式。官位昇進或は大商估の開業など。凶禮慶事公私に拘はらず用ゐられるといふ。されど酒筵の半。又は船中。又は琴三味線を奏したる後席等にては。決して平曲を語らざる定めなりしと。江戸檢校は百餘家あり。其中にて平家物語りは十人程に過ぎざりしと。江戸の平曲宗匠は筒井伊賀守の手にて著名なる。福住檢校あり。又鏡島檢校(能登人)。伊豆島檢校あり。伊豆島にて明治維新に遭ひ宗匠家の名稱は斷絶せり。江戸宗錄屋敷は本所一ツ目にあり。河岸地二千六百坪と辨天社の添地五百坪。合して三千百坪は宗錄の支配に屬せられき。以上は合田檢校が識れる限りの箇條を應問したる要領なり云々。

ヒマチ　日待は。下元の日を以て。日を祭るなり。此事もと佛說より起りて中世以後のことなり。今仍ほ俗間にて之を行ふものあるを見る。和訓栞云。ひまち。日待の義。室町殿日記に。十月十五日。今夜御日待。例年也と見ゆ。上世はなし。中世以來。密家道士習合してかゝる事あり。大かた一條院の御後は。佛事のみ盛んなりしまゝ。正しき神事もなく。應仁よりくだりては。朝廷あるかなきかの御事にて。俗に異なるをやといへり。近世西山公は。日待ともに禁せさせられし。扶桑歲時記に言ふ所。世俗の日待祭を斥くるの說なり。今其當否を論せす。之を錄すること左の如し。云く。此月及五月九月には。世俗かならす日待。月待とて。日月の祭をなする事あり。按するに。周禮。大宗伯。以二實柴一祀二日月星辰一。祭義云。祭二日於壇一。祭二月於坎一。楊氏云。春分朝レ日。秋分夕レ月。此祭二日月一之正禮也。賈陰保傳云。三代禮。天子春朝朝レ日。秋暮夕レ月。鄭氏云。祭二日東壇一。祭二月西壇一。天氏云。朝レ日以レ朝。夕レ月以レ暮。皆迎二其初出一也(日月祭の事猶杜氏通典。文獻通考にくはし)。これみな天子の日月の祭し給ふ事をいへり。また本朝には。人皇五十二代嵯峨天皇の御時。天照大神の御告によりて。卜部氏の祖。春日大明神より二十七代の孫智治丸と云社務に勅命ありて。王城の東山如意ケ嶽にて魚味をそなへ。別火を以て日待をなさしむ。此時より日待。月待の事おこるといへり。今の世俗士庶人に至るまで。僧を請し。經をよませ。神位をまうけ。飮食をそなへて。日月の祭をなし。日待。月待と號す。天子にあらずして日月を祭る事。まことに僭踰の罪のはなはだしき事。何事かこれにしかんや。又神道家の說には。日待とは天照大神を拜するなり。月待とは月讀尊を拜するよしいへり。天照大神は日の神。月讀尊は月の神なれば。かくいへるなり。もし我邦の法にしたがひ。日月を拜せんとならば。あらかじめ沐浴齋戒し。未明に起て。淨衣を着。出る日を拜し。夕に月を拜すべし。日を拜するには朔日を用ひ。月を拜するには十五夜を用ふべし。しかるに今日待。月待して。日神。月神をまつり奉るに。僧を請し經をよませなとして。神明をけがし奉り。あなどりおろそかにする事。まことにことはりしらぬ。そのつみふかく。おぼえ侍る云々」とあり。また嬉遊笑覽に。安齋隨筆を引て。月待。日待の待は祭なり。つりの反ちとなるにて。あきらかなり。子待は子祭。巳待は巳祭なりといへり。鷲大明神に。十一月酉日に詣るを酉の待と云ふも。同例にて酉の祭なり。又代待と云も。代祭にて代參の意と知べし」と見ゆ。今の俗田舍にのみ此風殘れり。大概講中の者相互ひに月番を定め。其の月の順に當りし者の家に集りて。終日業を休みて飮食談話して樂むなり。別に何の神何の佛を祭るとも見えず。

ヒマハシ　火廻しとは。一の遊戲にして。今も正月なとには兒童等打ち寄

り。夜遊なとの娯樂となせり。今は線香回しと云ふにや。和訓栞云。ひまはし紙捻に火を點し。諸人廻して戯とす。西土の酒令是に似たり。一人盃をとりて。何にても同し數の物名をいひ。次に廻して。詰りたる者に罰酒とて酒を強る也」とあり。又嬉遊笑覽云。火まはし。堀河院百首「みとり子のあそぶすさみにまはす火の。むなしき世をばありとたのまし」。又火渡しとも火々しくさともいへり。鷹筑波集「稲つまに火わたししてや行螢。忠俊」。また「牛王ともしらてよりぬるもとゆひに。竹田の子供火もしくさする。貞徳」。寛永發句帳に「竹の子の火まはしするかとふ螢。重成」。續山井「火まはしか片はしよりの三毬打。友靜」。西武百韻「そこらこゝらゆりてしりぬる歌よみに。するなぐさみはひもじくさなり」。自注に。歌讀にとあるから。かく付るなり。ひもじぐさは紙そくに火を付て。歌の五の句の下の文字にすがつて。さきへわたして。消る所をまけと云とあれば付るなりといへり。これ全く文字鎖と同じ。文字鎖の歌は上の句の終の文字をうけて。次の句の上にその同文字を置ていひつらぬるなり。それより女童の遊びに古歌をよみて。さの如く次第にいひつらぬるを。文字鎖の遊ひと云。このあそび火廻しより出たるにこそ。されど火廻しも種々のしかたあるべし。火もじぐさといふ名は。ひもじ上につく事を何にてもいふよしにて。今もするとゝおなじき事も有しなり。百物語(明暦。萬治頃の册子)。日待の夜色々の興ありて後。火まはしをはじめて。ひの字をかしらに付てひたもの云まはしけるとあり。諸艶大鑑に。火渡し。絲とり。淨土雙六とあるなど。尻とりにはあるべからず。續の原に「雨の日を酒の小湯女と亂れけん。かいつめらるゝ火渡しの負。溪石」。梅窓筆記云。當時の戯に火廻と云をあり。昔は脂燭の詩と云をあり。玉海。壽永二年正月二十五日。召中將於前。脂燭詩兩度令作。一度二寸(開山花未遍春)。一度五寸(竹間鶯語滑聲)。又續世續(春のしらべ)。歌を好ませ給ひ。あさゆふさふらふ人々にかくし題よませ。しそくの歌。かなまりうちて。響のうちによめなどさへ仰せられてあり。按するに。歌このませ給ふは崇徳院の御事なりといへり。一話一言載する所のふくろの記抄に童子曰。我友達に火廻しの名人あり。火廻しといふは。冬の夜埋火の本なとに寄合。さみしき慰に。紙燭に火をつけ。頭に火といふ唱の物の名などいひて。紙燭を添て次へまはせば。次もまた送りくていひつまり。紙燭の火きえたるを負とす。かの者終に負る事なし。久しく此里にて火廻しの博士となりてひゝらき居れり。是はひのよみの頭に付たる器財能藝などの文字を拾ひ集めて。一巻の書物となし。常によみ覺えけるよし(下略)。按これに由て見れば。今の世俗の火廻しの戯も古き事にや」といへり。

ビムゴ 備後は。もと吉備國の内にありて。上古吉備國を割き。前中後の三國となせし。其後國にして。山陽道に屬し。東は備中に接し。南は海に臨み。西北は安藝。石見。出雲。伯耆に界す。深津。安那。神石。沼隈。品治。葦田。御調。世良。三次。三谿。甲奴。三上。恵蘇。奴可の十四郡あり。全國境域廣しと雖。山嶺重疊して。平地少し。海濱は港灣多くして。群小島前に列る。仙酔島。走島。田島。向島。因島等。頗大なり。此海を水島灘と云ふ。遙に讃岐と相對す。鞆津は有名なる港にして。南出の岬端に在り。其西には阿伏兎岬斗出して。洲上。躑躅。后皇の群小島。其前に列りて。仙酔島。田島の間に在り。今津の灣は國の中央に在り。戸崎其東に突出して。海水灣をなす。此を松永の灣と云ふ。其の西に尾道港あり。向島。因島等この港の前に横はりて。其風潮勢急なりと雖。舟を泊するに便なり。此三港中舟船の最輻輳する所は。鞆と尾道となり。龜嶽。蛇園山等の山脈は國の中央に連りて。藏王。黄葉の諸嶺は東境に聳え。大鍾。大態。八國。女龜等の諸山は正北に屏立し。山嶺重疊して。其脈山陽山陰兩道の間に起伏し。國境となる。全國の水集りて三川となり。各其流を異にす。東城川は東北隅の諸水を併せて。東備中に入る。是を成羽川と云ふ。阿井川。東蘇川。田房川は三次郡に至り。[illegible]奴可。甲奴。三谿。神石。世良。三上。恵蘇。三次八郡の水を併せて。三次川と稱す。水勢極めて大なり。北流して安藝の吉田川と合し。兩國の境を過きて石見に入り。郷川と云ふ。御調川。大田川は皆安藝の境より發し。合して一水となり。葦田川と云。國の中央以南の水を併せて。東南に環流し。福山の城市を擁して海に入。福山は深津郡に在り。東南隅の小都會にして。地勢平坦。全國中の沃土なり。元和五年。水野勝成此地に城きて。福山城と號し。子孫相承く。元祿十三年。松平忠雅。水野氏に代り此城に住す。寛永七年。阿倍正邦松平氏に代て此城に居り。世世相傳て。明治維新に及へり。四年七月福山藩を廢して縣とし。十一月之を廢して深津縣を置て。沼隈。深津。安那。品治。葦田。神石の六郡を管せしめ。廣島縣をして他の八郡を併管せしむ。五年六月。深津縣を小田縣と改め。八年十二月。之を岡山縣に併す。九年四月。岡山縣所管の諸郡を轉して廣島縣に管せしむ。物産は鉛。石炭。蠟。茶。煙草。綱。鰆。海鼠。繰綿。紙。藺席。花筵。鹽。保命酒等なり。

ビムザサラ 拍板は。漢土の樂器なり。事物紀源云。晉魏代有ニ宋識一。善ニ擊節一。然以レ板拍レ之。而代ニ擊節一。是則拍板之始也。また五車韵瑞云。拍板古者用ニ九板一。今教坊連ニ六板一。これをびむざゝらといふは如何なる義にや。瓦礫雜考に。

びんざゝらといふものあり。今も淺草觀音の祭にこれを用ふ。こは漢土の拍板にて。さゝらとはいたく異なるものなり。さるを昔より。編木の二字を書は誤なるべし。さゝらは編木といふべきものにあらず。拍板をこそ編木とはいふべけれ。又伊勢比丘尼なとの手裏につきて鳴す物を。今はたゞさゝらといへど。これも誤なり。こは其形小なれど。拍板に屬すべきものなり。又按に淺草寺の祭は。田樂の名殘にやあらん。榮花物語のてむがくに。さゝらを用ひしことも似よれど。其はさゝらは摺るいふものつきとのみいへれば。びんさゝらにはあらざる歟。たゞしさゝらはとのみ云を。つくといひたるをおもへば。びんざゝらのをなるも知るべからず。さらをもたゞさゝらといひたらば。編木と書しは宜し。びんざゝらと云名の故はわきまへざれと。婦人養草に。雜醛といふものゝ詞に。一にびんざゝら。あやかせばこそあいきやうづいたれとあるは。びんざゝらの訛かとおもへど。さゝらは其音をもて名とすといへれば。是も又しかるべし。さらばびんだゝらといはんも理聞えたり。按るに日本紀に。踏鞴をタヽラと訓ず。今も金わかす器物にタヽラといふは。板を踏あをりて風を出すもの也。是もその音をもて名づけしなれは。びんたゝらの名よしなきにあらず（又按にびんざゝらといふは。比丘尼ざゝらの略なる歟。されど觀音祭のはかたちは大にして。比丘尼の持とは異なるを。びんざゝらと稱ふれば。是も覺束なし）と見えたり。【さゝら摺り】の事はハチタヽキの條に出せり。

ビムサシ

鬢差は。鬢の毛を張り出せるものにて。鍋の鉤にひとしく。天保時代まで。武家（士族）の婦女は用ひたるものなり。女裝考云。天明より寬政にわたり。婦人の髮にびんさしとて。鯨又はべつかふなどにて。鍋のつるの樣なる物を作り。是にて鬢の毛をかきなで。びんを張り出して結ふ風はやりし事。今六十以上の人の知る所なり。大阪の俳諧師匠伊原西鶴が貞享の比の遺稿を。元祿八年に板行したる俗つれ〳〵（卷四）に。振袖の女をゑがき。髮の風着服足袋はき物にいたるまで。一々に系を引て。細に傍註したる中に。前髮の所に系を引て。ふきまへ髮。くぢらのひれのまがりたる物を入て。髮のうごかぬやうにとあり。野群談（享保二年大阪自笑其碩合作）。當世の女しゆは厨。絲つむ。はゞひろの絣。定紋のかんざし。水牛の鬢あげ。針鐐入りのはれ元結とあり。享保のころもつとあげといふ物ありしとみえたり。是びんさしの萠なり。さてびんつけ油はじまりしよりのちの草子どもにある（延寶より元祿にわたりては。江戸に菱川師宣が繪本。寶永より元文にわたりては。京に西川祐信が繪本）婦女の圖に。びんを張出したるはさらになし。近き明和。安永にいたりて。鈴本春信（江戸長谷川町に住す）が繪本多けれど。是にもみえず。然るに安永八年の京板に。當世かもじ雛形とて（全一册）。婦人の半身をゑがき。種々の髮の風を圖して。一々髷と鬢との名をしるしたる圖。二十二種ある中に。びんさしを入れたる圖二つあり。因ておもふに。天明にいたりてはびんさしして。鬢を張出し髮の風。京に流行たるが。江戸の市婦にうつり。寬政。享和の比までも。婦としてびんさしならざるはなかりしに。四十年前の文化にいたり。びんさしをすてて。びんをちいさくふくらめゆふを。おとしばらげと唱へて。京よりうつり（京は安永の末に此一風ありき）をり〳〵は市婦にも見しが。今は世上翕然として此風なるは復古しともいふべし。また嬉遊笑覽に云。鬢さしは寶曆中より出來たり。安永二年の雙子に云ふ。世話やき老母が詞に。今時の女は。鬢さしの何のとあり。銅脈が太平樂府。明和六年。婢女行に滅多偃體金丞相。無正張出燈籠鬢。燈籠びんは兩鬢を張出し。毛筋を透したるなり。しゆすびんは毛筋をすかさぬなり。居行子に。女中の髮もしゆす鬢。鳥籠びん。張添。釵いれ鬢。脇鬢よと色々のはやりこと變り行き。昔なかりし中分已上に。女中の髮結所々に出來。放蕩な女は皆髮結にゆはするやうに成りぬといへり。是は京師の人安永五年の作なりとあれば。以て其起りを知るに足るべし。

ビムソギ

鬢除とは。女兒のなす禮俗なり。和訓栞に。髮おきは二歲。ふかそぎは五歲。鬢そぎは十六歲なるべし。萬葉見安に。女子の鬢そぎは。男子の元服にひとしと見え。萬葉集中に「年の八とせをきる髮の」と見えたるは。むかしは八歲の比よりそぎ始しにや云々といひ。また深そぎのをを。髮そぎ同事ながら。髮の多きをもて深くそぐと祝したる名目なり。又深除の眉のかはれる事。后宮名目に見えたり。歌にも海松ふさなとよめり。管見記に。永享十一年十一月二十二日。武家若君五歲深髮（フカソギ）。𥿻袴着之祝之儀。同二十八日息女三歲深髮事云々と見え。碁盤に山菅。橘。海松。青目の石二ッ置とも見えたり。宗女記に御ふかそぎの時。六本立の御膳折うつものまゐるといへり」なと見えたるにて知るべし。かゝる禮俗は。今は名のみ殘りて。人なすことなし。

ヒムロ

氷室。（コホリを見よ）

ヒメハジメ

糄糅始。糄糅とは粥の如きものにて。昔時正月一日には。ひめはじめとて。之を食ふを例とすといへり。和訓栞云。ひめはしめ和名抄に糄糅ひめと訓せり。注に非レ米非レ粥之義也と見ゆ。集韻云。糄は米也。類篇云。煮レ米爲

レ糅。廣韻云。糝レ米多レ水也。饌羞類考曰。「糒糅は即平生所レ食の飯の類也。古へただ飯と稱するものは。今の强飯是也。又曆家にひめはしめといふ事あり。是ひめを供しはしめし也。然に異說をなす者あり用へからずといへり。」同書又ひめの下に云。和名抄に糒糅をよめり。非米の音なりといへり。うつほ物語にこうじにたりとて。御ひめしてまゐると見ゆ。水飯也ともいへり。枕草紙に。みぞひめのぬれたると書り。今俗ひめのりなといへり。三寶字類抄に。絹粥をのりとよめる是也」とあり。又年山紀聞に資益王日記明應十年正月一日云。諸社之遙拜之後三獻有レ之。次看經。次御コワ。次比目始。海人藻芥(中御門宣方卿子惠命院僧正宣守作)曰。公家御膳飯者强飯也。執柄家等如レ此。姬飯全分略儀也。但人々依二好惡一用レ之。强飯時飯湯也。而近代姬飯時をもゆまゐらせよと召。不レ叶レ理者也。按和名抄糒糅とありて。其次別粥を出して。和名之留加由。薄糜也とあれは。糒糅はひたすらの粥にあらず。曆にひめはしめとあるは。年始に糒糅を喰はしむる事なるへし」といへり。俳諧歲時記にも。年山の說を引て。諸說のまどひを解くに足れりと見ゆ。今も荒物屋にて賣る糊をヒメノリと云ふ是なるべし。

ヒヤ　火箭は。昔の爆發彈なり。石火矢(參看)は大砲なり。棒火矢は三才圖會に云ふ。百目玉を入るへき大砲の火箭を撳めて打出せは。二十三四町に至るへし。中る所燒けざるをなし。攻城の重器なり。羽以下は鐵の箭篦なり。藥を塗ること數次。日に乾かし。棒より肥大にし上より紙を帖る。羽は或は木板を用ゐるものあり。樫の棒を砲の口に挿み。三面に樋あり。藥を埋む。火をして鏑に通せしむ。樫の小木二箇を筒の中に入る。之を送と云ふ。但し玉の代りに送りの木を入れ。藥を込めて打つこと常の如し。相傳ふ。寛永年中防州赤石內藏助始めて棒火箭を作る。而後持所三木茂太夫。紀州寺島甚助。氏田右衛門。其外諸家に名を得たる者多く有り。工夫を以て。改め作る故。異同ありて家傳となすとあり。

武具短歌所載火箭の圖

火箭

送り木

ヒヤウゴレウ　兵庫寮。左右兩寮あり。武庫を司る官寮なり。內の兵庫司といふもこれに屬せり。官制沿革略史に云く。「兵庫の儀仗兵器を保護し出納す。宮中及諸司より多分の兵庫を請ふ時は覆奏す。後年左右を併せて一寮とす」とあり。大寶職員令に云く。「頭一人掌下左兵庫儀仗兵器安置得所(謂依二軍防令一凡軍器在庫。皆造二棚閣一安置。色別異レ所是也)。出納曝凉及受レ事覆奏事上。助一人(地下六位に任す)。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。使部二十人。直丁二人。【內兵庫司】官制沿革略史に云。御料の兵器を司る。後兵庫寮に合す。職員令に云く。正一人掌准二兵庫頭一。佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。

ヒヤウヂヤウシユウ　評定衆は。鎌倉霸府の職制にして。庶政に參與し。又は政所。問注所の執事を攝する等。頗る要路に處するものなり。是當時世襲にして。多くは引付衆より擧くるものとす。又評定奉行を置き。評定衆を監督せしむ。當時奉行は尤も要職と見えたり。後足利氏亦此遺制を承く。和訓栞云。「評定所は。唐山の審事也。評定の字東鑑及中山傳信錄に見え。賴經將軍の時。以二藏人大夫大江秀元一。爲二評定衆一と見え。後醍醐帝の御宇。關東廂番奧州評定衆といふ。御前にて公卿某物事を品論して。量り定むるをいふ。是君の直に事を聞しめさるゝ義也。中世武家に評定を置れしも。是に准據したまふ也といへり。」又貞丈雜記に評定衆と云は二十四人あり。諸事評定の役也。公事方抔も承る役也。貞衡說也」と云り。武家職官攷に。評定奉行以下評定衆兼二引付頭一者上充レ之。指二揮評定衆之進退一。有二會議之事一。則坐二管領之下問注所執事之上一。以總二管席中之事一。評定之時定二著到之次序一。其爲二重職一可レ知(北條氏無下補二此職一者上。蓋彼族以二門地一爲二評定衆兼引付頭一。不レ選二年臈之先後一故也)。建武中鎭守府置二此職一。亦如二鎌倉之例一。室町氏襲二其舊一。以二評定衆世家佐々木二階堂攝津諸氏一更充レ之(其餘波多野町野諸氏。亦爲二評定衆世家一。而未レ聞レ有下任二此職一者上。蓋簿書散失。其詳未レ可レ知也。佐々木氏後以レ爲二侍所所司一。不レ任二評定衆一)。應永以降爲二攝津氏之世職一。至二應仁後一不三常設二此職一。有二大儀一則置レ之。關東足利氏亦置二此職一。班亞二管領一。評定衆。鎌倉時置焉。掌下同二執權一列二政所一聽中斷庶政上。或攝二政所問注所執事一。又兼二引付頭人一。比二之天朝官一。蓋當二納言以上一。以三其爲二文官長一。特重二選用一。任下北條氏族。若二大江。淸原。中原。三善及二階堂。齋藤諸氏一。善二詞翰一者上。仍使二世襲一焉。如二三浦。千葉。安達。結城。宇都宮。小田。佐々木等武族一。亦有二間補レ之者一。然以三其非二文臣一。不

レ得二父子世一レ職也(評定傳。按三浦。千葉諸氏。族衆地大。爲二北條氏所一レ忌。故不レ得三世預二政務一。蓋不下特以レ非二文臣一故上也)。凡設レ員不レ過二十五六人一。及三建長中置二引付衆一。任二本職一者。必經二引付一而後陞補焉。雖二世族之徒一。少レ有二直任レ之者一。至二足利氏一。覓下中原。三善族(攝津。太田。町野。飯尾。布施。諸氏是也)及二階堂。齋藤。波多野諸氏。堪二其任一者上。充二斯職一。又命二公族吉良。石橋。一色。山名諸氏一。入列二政所一。班二中原。三善之上一。同議二庶政一。兼二引付頭人一。其制大概沿二鎌倉之舊一。獨公族任レ之者直補。不三復經二引付一。家臣者班下二一等一。謂二之出世評定衆一(太平記)。中世公族停二其稱一。改稱二頭人一。而職掌則未二嘗有一レ異。蓋嫌下其與二右筆家臣一同上レ號也(猶下三管領停二執事號一稱中管領上也)。自餘土岐。佐々木之徒。等持寶篋二公時。同二公族一列二評定之座一。兼二引付頭人一。故應仁後引付番文仍載二之頭人班一。而渠輩亦不レ稱二之評定衆一。蓋武臣不レ榮二文職一。同二公族一改二其稱一也。伊勢氏自二鹿苑公時一世襲二評定衆一。兼二頭人一。而康曆以後。世攝二政所持事一。則亦事稱二政所一。竟至下除二二階堂。波多野。町野諸族一外。無中復稱二評定衆一者上。然以三其非二定制一。間或有下自二引付衆一轉補。及非二世襲一而任レ之者上(應仁亂後。公族及土岐。佐々木諸氏。多就二封國一。少二在レ京者一。是以世俗獨以二攝津。二階堂諸氏一。爲二評定衆一也)。爾時以三其爲二宿德長老一。又稱號二宿老一云。此職至二大永。天文之際一。未二嘗有一レ廢之也(光源院殿元服記)。而降二永祿。元龜一。則至下竝二其稱號一。不中復可上レ聞矣(永祿諸役附。攝津掃部頭晴門。波多野彥五郎。在二外樣衆內一。二階堂山城守在二御小袖御番衆中一。三氏皆先レ是世二襲評定衆一者。義昭將軍諸役附。二階堂山城守晴泰。波多野彥五郎通秀。共在二奉行衆一。攝津晴門在二外樣一。由レ是觀レ之。室町置二評定衆一。止二天文中一。而至二永祿一。則世家雖レ存。其職廢絕。爲レ有二確據一)。卒レ之。織田氏代興。足利失レ國而後已。可三以見二其勢之有一レ所二自來一也。鎌倉足利氏。置二引付。評定二衆一。亦擬二室町之制一云(室町管領細川氏。亦置二評定衆一。鎌倉管領上杉氏。亦有二評定人一。見二南都一乘院所レ藏文龜四年記。及東亂記等書一)。式評定衆。雖レ列二評定衆一。不レ兼二引付頭政所問注所執事。及評定奉行等要職一。特與二知例式評定一。故加二式字一別レ之云。此職鎌倉時史無レ所レ見。蓋始レ于二建武中興時一矣(建武年間記)。而鎭守府之建。置二引付評定二衆一。盡倣二鎌倉舊制一。則是稱亦無レ非レ收レ彼乎(此時任二用兩衆一者。多鎌倉奉行人族。是亦可二以爲一レ證)。蓋當時常以レ此稱下評定衆無二統職一者上。而定以爲二職名一。則是爲二權與一焉(按二建武記一。列下引付頭及其他官。預二聞要務一者于式評定衆上。此以三別揭二其所レ攝官名一。故特取下平常列二評定座一意上。總二稱之一。亦可四以證三別無二評定衆者二)。未レ幾足利氏執二國命一。置二評定式評定兩衆一。始不レ分二階級一。然統二攝要務一者。與下與二知式例公事一者上。又自存二輕重一(當時爲二式衆一者得レ爲二政所執事代一。而不レ得レ爲二執事一。是其輕重之所レ在)。而式衆及レ加二恩賞方一。直除二式字一。與二聞要務一。恩賞方爲二政所要領一可レ知也(花營三代記。本書。間或有下自二評定衆一轉二式衆一者上。是別有レ故。停二其要務一者非二恒例一也)。後歷世漸久。式衆職掌。往々被二削奪一。徒備二空員一。除レ列二評定始。沙汰始(沙汰猶レ謂二號令一也)座一外。無二復所一レ掌。於レ是如二伊勢。飯尾二氏之徒一。至下辭二式衆一還二補引付衆一。兼二行神宮開闔。及政所執事代一。以爲中例(按此時式衆。蓋以下引付衆內。老病不レ堪二劇職一者上爲レ之)。文明以後式評定之稱竟廢。不二復聞一(齋藤親基記)といへり。以上宜しく引付衆の條と併看すへし

ヒヤウヂヤウシヨ　評定所は。德川幕府。明曆大火の後ち始めて此名現はる。其以前に於ては町奉行の廨へ老中莅て訟獄を聽き。未だ別に評定所と云へる廨を置ず。科條類典曰。評定所と唱る廨は明曆大災の後に成る。蓋し此時老中の第も災に罹るを以て。傳奏使館を區畫して刑局となし。老中。寺社奉行。大目附。町奉行。勘定奉行等參列して聽訴裁決を爲す。每月六會ありて式日と云。寬文の頃より之を分け。式日となし老中莅み。其三日は內寄合と稱して三奉行第にて訴を聽く。當時より刑局を評定所と唱ふ。然れども遺傳にて確說ならす。また憲府記原云。町奉行は天正年間に創りて民の訟を裁す。元和の頃より老中の第にて聽裁ありしに。寬永十二年十二月傳奏使館を區畫して評定所とす。明曆大災の後ち。遂に館地の中に新築あり。是れ後世指す評定所なり」とあり。寬永十二年十二月始て評定所官員を定め。刑局の規則十三　を　け。評定所に揭ぐ。之れを掛看板と云ふ。即日會議式日を定む。爾來刑政頻年展布し。正德五。享保元に大いに條目を改定し元文二年十一月始めて評定所聽訟の則を定む。其法章科目三百七拾條にして之れを聽政談と書名す。寬政二年四月寬政更張刑典を撰す。玆に至りて幕府の刑律完備せしものなり。是れ皆評定所吏員の撰定せし所にして。以來之れを定則とせり。德川禁令考法司諸廨創立及沿革の條云。評定所始之事。」評定寄合。寬永八年之頃より始る。寬永八年二月二日。町奉行島田彈正忠宅へ。老中寄合公事沙汰有り。其以後は酒井雅樂頭。酒井讚岐守竝老中宅へ寄合有之。寬永十二年十一月十日。評定衆被相定。十二月二日より於評定所始而寄合有之。每月二日。十二日。二十二日を式日とす。」評定所吏員江坂孫三郎の享保四亥年覺書を見るに。「覺」明曆三年之頃迄者。

評定所立合へ御老中御出座有之候處。稻葉美濃守御老中之節評定一座へ被仰聞候者。向後立合へ奉行中計出座有之。寺社奉行なおもに致し。詮議有之。其上にて落著無之公事者。式日へ差出。御老中御聞被成候はゝ。落著手間掛申間敷樣。思召候由御申聞。夫より立合へ御老中御出座無之樣に傳承候。自註。此稻葉美濃守は明曆三酉年九月二十八日御老中被仰付。萬治元戊年閏十二年二十九日加判列被仰付候と相見候間。此被仰渡は萬治年中之事と相聞候。」立合へ御老中御出座有之候時分。外之御用にて御登城抔有之候儀者無御座。此時分者評定所へ上使有之。御菓子なと被下候樣傳承候。自註。明和九類燒之節。享保二之頃之事。御賄頭へ承合候處。內座は二汁五菜皆魚類。御次一汁五菜皆魚類と申來候間。古來は御菓子も被下候段者相違有之間敷。朱御紋之なつめは御次へ被下候御茶と申傳候。」御老中式日に御出座之節。御聞候公事者其御老中之御掛りに成候儀者無之樣に傳承候。尤立合公事之內に入組候て。伺にも可罷成儀者。一座相談之上。式日へ差出御老中御聞被成。夫より式日每に御老中銘々一通御聞屆。其上にて落著無之儀に候得者。伺に罷成候儀も有之樣に傳承候。」元和年中之頃者。公事訴訟酒井雅樂頭宅にて裁斷有之候由。明曆三年大火にて酒井雅樂頭宅類燒之節。龍之口傳奏屋敷無別條に付。大火以後者。傳奏屋敷之內仕切公事訴訟御老中。寺社奉行。大目附。町奉行。御勘定奉行出座にて裁斷每月六日宛有之候。寬文之頃より式日立合と分れ。式日每月四日。十二日。二十二日御老中御一人宛御出座有之。立合六日。十四日。二十五日。內寄合九日。十八日。二十七日三奉行宅に而公事訴訟承之候。其頃より評定所と申習し候。其以前者傳奏へ出ると申候故。今以傳奏と申者も粗有之候。自註御定には寬永八年二月二日町奉行島田彈正忠宅へ老中寄合公事沙汰あり。其後者酒井雅樂頭。酒井讚岐守。並老中宅へ寄合と有之。然は雅樂頭宅計には無之事。明曆三年大火にて酒井雅樂頭宅類燒之節。自註此頃者雅樂頭忠淸御大老之節也。龍之口傳奏屋敷無別條に付大火以後傳奏屋敷內仕切。自註明曆三大火之翌年萬治と改元。萬治に評定所普請出來に付。此傳奏屋敷之寄合は當分之事に可有之。公事訴訟御老中。寺社奉行。大目附。町奉行。御勘定奉行出座裁斷。每月六日宛有之候。寬文之頃より式日立合と分れ。式日每月四日。十二日。二十二日御大老中(定書作老中未知何是)御一人宛御出座有之。自註。御定並古懸看板に式日二日。十一日。二十二日とあり。此書面相違也。立合六日。十四日。二十五日。內寄合九日。十八日。二十七日。三奉行宅に而訴訟承候。自註。立合。內寄合之日限は。如此も可有之哉。外に記候書物無之。其頃より評定所と申習し。其以前は傳奏へ出ると申候故。今以傳奏と申ものも粗有之候。自註。評定所と申は。古懸看板に有之寬永十二年より之事也。寬文は二十六七年後之年號也。寬文之頃より式日立合と分れ。評定所と申は大成違也。傳奏へ出るとは。于今町方抔申候。左すれば明曆大火後當分之事に無之。元之評定所は傳奏屋敷之內と相聞候。右者先年評定所留役相勤候ものにも承合。如斯御座候。尤承傳候覺迄にて。聢と書留等有之儀にては無御座候。評定所の儀。先年の樣子聢と不相知候間。唯今の勤方と引合いつれ違候哉。其段難申上候以上。十二月(以上江坂氏記憶する所に憑り。附記の條件を辯明する斯の如し。而して尙は遺意を陳へ。古令條等を拔て詳說する條件多し。併せて之を收む)。古書付評定所始りの元の樣に候得共。朱書の通相違多候間。委き御糺にて御定出來いたし候哉。此書付を元と心得候ては却て紛敷故に。朱書を入置也。考に町奉行は天正に始り候間。町方の公事裁斷は町奉行にて可有之事に候。其餘の公事沙汰は元和の頃御大老。御老中の御宅にて有之候。寬永十二年十二月二日より傳奏屋敷御家作の內を仕切評定所として寄合有之。自註。寶曆七丑年評定所留役御用達場の東壹間通傳奏屋敷を圍込度旨。御目付へ懸合有之候處。古來之通兩度に成候節の障に相成。地面難減旨御目付稻生下野守被申候。然者元は兩殿有之。內一殿を評定所にして寄合有之事にも候哉。明曆三酉年。大火の翌年萬治に改元也。評定所番並同心の起立。萬治と有之間。全く右大火後當時の評定所出來候に相違有之間敷哉。當時評定所地面も元傳奏屋敷の內と申傳。右の通に候間評定所の始りは御定書に載候通。寬永十二年十二月二日よりと計心得候て可然也。右貳通(前條文並後條寬永の令文を指す)の書面令參校處。古來は式日の外三日。九日。十三日御老中御出座有之候處。美濃守口達以後二日。十二日。二十二日計之御出座に相成候と相聞。右寬永十二年之御書付に。御作事奉行其外御用訴訟候儀も相見。且寬文之末迄は裁許書目安裏判等に諸番頭之連署も數多相見。於評定所令裁斷旨之文段有之其上右御書付に役々訴訟承候日を定められ末に寄合日を載られ候得共。式日には評定衆不殘寄合(懸看板御文言にも寄合之式日と有之)。裁許評定之儀を專にいたし。役々御用定日には訴訟詮議をむねと致され候事にも可有之哉。然に御老中御懸り之國持大名訴訟等は常々御用少に可有之處。前書御用日懸り々々之面々公事詮議等手間取候間。美濃守右之通口達有之候儀にも可有之哉。右美濃守口達之內向後立合と有之候間。立合と申名目其以前より有之樣にも相聞候。但中古以來。懸看板御文言に諸奉行之

立合と有之は。御老中御出座無之。奉行中之立合と申事に聞え候歟。御旗本諸奉公人御用竝訴訟承候日も被定候上者。其砌若年寄衆も御出座有之候事と相聞(寬永中若年寄朽木民部少輔加印之裁許有之)。慶安之頃より。しばらく闕役にて。御老中より御兼帶。以後若年寄之御出座相止候儀にも可有之哉。古掛看板御文言に。公事役者之所にて承候內。寄合場へ可出之於公事は。證人證跡相揃出之。無滯樣可有之と相見候得者。其頃より宅吟味も有之儀と相聞候間。同役寄合評議之筋も勿論可有之日限等極り候事者。後年之儀にて可有之哉(此寄合場と有之候は評定所之事と相聞候。按に評定所開設の由來は前說已に盡す。又寬永年間の令書に據り。法廷の章程諸司衆寮の掌務準則を論述して頗る觀る可き者あり。即ち收て左に置く)。○寬永十二年亥十一月十日之御書付。」國持大名御用竝訴訟之事。(御老中)土井大炊。酒井讃岐。松平伊豆。阿部豐後。堀田加賀五人にて壹月番に可承候。」御旗本諸奉公人御用竝訴訟。(若年寄)。(土井)遠江。(酒井)備後。(三浦)志摩。(太田)備中。(阿部)對馬五人にて壹月宛番致可承事。」金銀納方。(大御留守居)。(酒井)雅樂頭。(御留守居)。(松平)大隅。(牧野)內匠。(酒井)和泉。(杉浦)內藏丞五人にて可致事。」證人御用竝訴訟。雅樂頭(大御留守居)。(松平)紀伊守。大隅。內匠。和泉。內藏丞右六人可致候。」寺社方御用竝遠國訴人之事。(安藤)右京。(松平)出雲。(堀)市正右三人壹月番可致候。自註。累代武鑑抔いふ者には安藤右京進。松平出雲守寬永十五寅十一月寺社奉行任する旨有之候得共此御書付之趣にて者此砌寺社奉行と相見候。」町方御用竝訴人之輩。(加々爪)民部。(堀)式部壹月宛番可致候。自註。累代武鑑には亥十一月十日堀式部少輔町奉行より寺社奉行に轉。跡役御作事奉行より酒井因幡守任する由に候へ共。此御書付を據とする時は加々爪民部。堀式部町奉行勤役之事と相見。」關東中御代官方百姓等御用訴訟。(松平)右衞門大夫。(伊丹)播磨。(伊奈)半十郎。(大河內)金兵衞。(曾根)源左衞門五人壹月宛貳番致可承事。自註。是は御勘定奉行懸りと相見候處。右衞門大夫は御側御用人より兼役播磨守は御留守居より兼役之由に候得者。半十郎以下三人極りたる御勘定頭にて有之哉。其後伊丹藏人。村越次左衞門。松浦猪右衞門。二代目杉浦內藏介抔勤役之砌は御留守居より之兼帶も無之。尤天和二戌十二月叙爵以前は京大阪奉行等之次に連署有之候得者。當時之御役振とは樣子も違可申哉。」御作事方に付萬事御用竝訴訟。(佐久間)將監。(酒井)因幡。(神尾)內記三人にて壹月番可致候。」萬事訴人。(大目附)。(水野)河內。(柳生)但馬。(秋山)修理。(井上)筑後四人可承候。自註。大目附宮城越前守。高木伊勢守等度々論地見分有之。」目安裏判之儀其役々可仕事。」御普請奉行。小普請奉行。道奉行御用之儀は。松平伊豆。阿部豐後。堀田加賀可承之。但大造之御普請竝大成屋敷割之儀者土井大炊。酒井讃岐可遂相談事。」國持大名御用竝訴訟承候日。三日。九日。十八日。」御旗本。諸奉公人御用竝訴訟承候日。右同。」町方公事承候日。九日。十九日。二十七日。」寄合日。二日。十二日。二十二日。右御書付評定所起立爲見合出之(憲府記原)。

評定所掛看板之事。「定」。寄合之式日。每月二日。十二日。二十二日。若公之御用之有而。式日及延引者。翌日可爲寄合事。」評定所寄合場へ卯刻半時罷出。申刻可有退散事。」寄合場へ役者の外一切不可參。勿論音信停止之事。」公事人老人。若輩竝病者之外かいそへ停止之事。」公事に罷出者。縱雖爲御直參之輩。不可帶刀脇指事。」公事人雖爲親類緣者知音好身。評定衆於寄合場不可取持事。」從遠國參公事。在江戶久敷次第に可承之。當地之公事は其日之帳之先次第可承之事。附。不承而不叶儀竝急用は格別之事。」公事不審懸儀は其筋之役人可勤之總座中よりも無遠慮存寄之通可申事。」公事裁許之以後其筋之役人公事之しめ留書可致之。伊豆守。豐後守。加賀守其日之公事之留書寫させ可被申事。」公事其日落著無之儀者。其評定衆翌日寄合可被申付。不相濟儀者年寄中へ談合仕。其上可致言上事。」公事役者之所にて承候內。寄合場へ可出之於公事者。證人證跡相揃出之無滯之樣可有之事。」爲過怠籠舍之者評定衆相談之上。定日數其日限相濟候者。自籠可出之事。附預者永々數不指置急度遂穿鑿可濟之事。」裏判竝召狀を請遲參之者勘其所之遠近積日數依輕重或籠舍或可爲過料事。」右條々可被相守之者也。寬永十二年十二月二日。讃岐守。大炊頭。右者元文五庚申年八月林大學頭以記錄記之。」○當時看板之御文言(按に當時と稱するは即ち公事方定書を撰する時を指す。其書は元文年間より起稿して。寬保二年に成功すと云)。「定」。寄合式日每月二日。十一日。二十一日諸奉行之立合四日。十三日。二十五日。但公儀之御用於有之は可爲延引事。」寄合所へ評定衆式日者。卯刻半時立合者辰刻半時致出座。御用隙明次第可有退散事。」評定所へ役人之外一切不可參勿論音信停止事。」公事人にかいそへは老人。若輩竝病者之外停止事。」公事訴訟に罷出もの縱御直參之輩たりと云ふ共刀脇差を帶へからさる事。」公事人雖爲親類緣者知音之好身。寄場合におゐて評定衆取持へからさる事。」遠國より來る公事人は。在江戶久敷次第可承之。當地之公事人は其日之帳面之先次第可承之。但不承して不叶儀歟又急用者格別之事。」公事人へ不審申かくる儀。其筋之役人可

ヒヤウ

勤之。勿論總座中よりも無遠慮存寄之通可申事。」公事裁許以後其筋之役人裁斷之始末可被致留書事。」公事其日に落着無之儀者。重而被致寄合。其上に而不相濟儀者。相談之上可致言上事。」役人宅に而承之公事訴訟評定所へ可出儀於有之は。證文證跡相揃。寄合所へ出之。無滯樣に可被致之事。」預物長々不差置之。急度遂穿鑿可濟事。」裏判竝召狀を請。遲參之者は其所之遠近を考。日數を積。輕重に應し。可爲過料事。右條々可被相守之者也。年號月。

寬政九丁巳年十二月二十九日。評定所式日立合。退散。刻限等之事。戸田采女正殿(松平右京亮。小田切土佐守)御渡。評定所式日立合御用濟次第。退散勿論に候得共。大概平常退散之刻限を極置れ候而。右刻限前にも存之外早く濟候はゝ。重而可申談分をも差出。假令不差急御用向に候とも。右體餘暇に評議有之樣に而可然候。扨又右樣之類も無之時者。早々退散も可有之儀。其節者。出席御目附へ其旨申談可然候。尤御用多之節者。終日も可被在之事に候得共。大體式日者四半時。立合者九半時を退散刻限に申合有之候方と存候。」御用有之節者。一座申談登城之事に候得共。可成丈闕席無之樣。被申合可然候。いつれも日々登城之儀に付。式日立合。寄合之節者。専各之主事に候得者。不差掛次第に者登城に不及儀勿論候。」評定所者御規定第一之御場所に候得者。奉行中挨拶からも可心配次第勿論之事に候得共。以前者慇懃に過候哉にも承及候。當時右樣に者有之間敷事に候得とも。猶更右體之處も被心掛候存樣候。尤和平之示談のみにて篤實之儀にうとき事無之樣。申合有之度候。裁許竝御仕置附等は大切之品。當時者別而銘々實意に不等閑勘辨之事に候得共。前々者支配下役等に打任せ置候儀も有之哉に承および候。右體之儀に不流樣。何分當時之姿を以。面々直々に被取捌。後世迄無失弊樣申談置。彼是之趣とも能行屆候儀。肝要之事に存候。依之猶申達置候儀にて候事。采女正殿御口達「覺」。以來右之通申談可然急度被仰渡候儀に者無之旨。被仰聞候(引書。評定所格例)。

【法吏憲務規則】評定所之面々へ被仰渡候御書付。」寬永以後御代々被仰出候。評定所法式。評定衆卯半刻より會合候て申刻退出し。其日決難き事候はゝ。翌日再會候て獨又決斷及難き事は老中に申言上すへき由に候。近年公事訴訟其數多成來候處。評定所之面々事に馴。功を積み裁斷之次第滯所もなく候歟。會合之間もなく退出候儀に相聞候。若毎事其大法に任せて。其道理を盡に及はすして。裁斷に至り候はゝ尤以不可然事に被思召候事。」評定所竝諸奉行において沙汰之次第。専其證狀を據として道理の有所をは推尋す。其本旨を捨て。枝葉之事をは穿鑿し候由。風聞候。證狀之こときは其據とすへき事勿論候と云へ共。すへて公儀之證にも引用ゆへき物に。大法に背候事はしるさしむへからず。又事の未成所につきて。其本旨を知へき事勿論候と云へとも。枝葉の事を論して。多事にわたらは。其本旨を失ふ事有へし。然は必す其證をも據としかたく末を逐ひ難し。就中論地等の事。古來多は評定所にて詮議の上を以。事決候處に。近年の例御代官所に申付。檢使を以裁斷し候。故に不可然事共有之由相聞候。すへて此等の類諸事に付て其心得可有之事に被思召候事。附。近年以來罪惡極重の輩をたすけ置目明し口問なとゝ名附候て。若罪の疑數もの出來候時は奉行中彼輩に申付。或は搜求糺明せしめ。事の實否罪の有無を決斷有之由候。縱彼輩の申所其事をあやまらす候とも力を借用候て。天下の御政事を取沙汰候はん事。甚以不可然候。況又彼輩の申所。或は遺恨により。或は賄賂によつて事之體引ちかへ。理を非と爲の類。種々有之由風聞候。よろしく早く彼輩の本罪を糺し。自今以後此等不可然事共停廢有へき事に被思召候事。」評定所の法。公事訴訟の事。其筋の役人。問難有之候て。一座の面々存寄も候得者。其存寄候所を殘さす申出へき由に候處。近年以來大かたは詮議にも及はす。最初申出し候輩の沙汰に任せて事を決候樣に相聞候。若事實に有之候はゝ評定の面々其人數多と云へ共。壹人の沙汰に事決候うへは。古より詮議と申評定と申事は其本儀を失ひ候。自今以後は各其心力を盡し。詮議の上評定し候樣に可仕由。被思召候事。」評定所の法。遠國より訴來候輩。其の滯留の日久しからす候樣にと有之由に候。然に近年以來は評定所竝諸奉行所において公事訴訟相決かたく。年月を經候て滯留之輩有之由相聞候。輕賤之もの共。其業を拋て。在所を離れ滯留之日久しく候ては。縱其本意のことく事濟候とも。其費用之失脚すくなかるへからす。況又申所叶ひ難きものにおいては猶々迷惑に及ふへき事尤以不便之事に候。自今以後は奉行之面々此等之所を思ひめくらし。沙汰之次第可有之由。被思召候事。附。老中に申達言上候事には。再三思慮をも用ひ候故歟。毎事遲滯之事も有之。御尋之旨有之時節申所。其義わかれさる事も有之候すへての事無滯申所明らかなる心得可有之事に被思召候事。」凡公事訴訟之事。或は權勢之所縁有之候輩。或は賄賂を用ひ候輩之類者。其志を得候て其望を遂し候もの共有之由。世上に沙汰し候所。すてに年久く候を以。御代初之時。御條目にしるし出され候と云へとも。其舊弊今に相改さる由猶々其聞候。若風聞のことくに候においては御政事のよりてやふれ候所に候得者。此上は御沙汰に及はるへき御事に候。奉行之面々其家中之輩はいふに及はす

支配之もの共に至るまて。よろしく其戒め可有事に被思召候事。附。牢屋之役人と云へとも。種々の私法をたて牢舍之罹之賄賂をむさほり候次第等相聞候。此等之事共奉行中者いまた承も傳す候故禁制には不及候か。尤以不可然事に候。すへて如斯之事等急度嚴禁可有事。右條々よろしく承知せしむへく候。諸奉行所之事においては。天下御政事之出る所に候上者。萬事之理非者此所に相定事共に候。然るに唯今之ことくに有之候ては其奉行之越度と申はかりにては無之。すなはち御政事之明らかならすして。人民之安からさる所に候間。各其心得を以沙汰之次第可有之由。被仰出者也。正德二年辰九月五日。評定所一座。奉行中。」〇本文第四條屬。寶暦十一巳年四月五日。公事吟味之儀に付御書付。」公事出入裁許之儀前々より手間取永牢。或者遠國近在之もの永々御當地に留置候事無之樣奉行へ被仰出有之。無油斷吟味有之事候得者。吟味大形ならす相濟候得共。遠國等之懸合。又者其品に寄。今少にて裁斷難決不得止事。日間掛り候事も可有之候間。今少にて難決筋者先其趣何れもへ內聞有之候ても裁許之助にも相成可申筋にも可有之候。御仕置伺吟味書繪圖凡て書面之儀。其筋書面相分候得者。認違落字等者書添消補。文字之大小に不構認可被申候。吟味裁許之趣相分候得者。書面等之儀は如何樣に候とも。不敬之筋に者無之候之間。其趣得と承知無益之日數掛り不申候樣可被致候。左候はは伺被差出儀手廻被致能方にも可有之候。且又被差出候節奉行或者相掛り申合被差出候砌。詰合無之候得共。書面伺書名前有之候間。詰合不申候趣被申聞。可被差出候。何も退出前品により被申合候て。被差出候事。間に合不申候節者。何之御仕置吟味伺被差出候段。退出差掛り候とも御同朋頭を以可被申聞候事。右之趣に被心得候はゝ。無益之日間有之間敷候。唯今迄御役筋仕癖に候共。無益に日間掛り候筋之儀は各被申談被致勘辨品により可被申聞候。四月(引書。三奉行取計書)。〇本文第二條附屬書。享和元酉年五月十二日。逮捕方下役手先之もの改正之儀に付奉伺候書付。小田切土佐守。根岸肥前守。盜賊火附改組之者にて。近頃手先と唱目明し同樣之ものを專ら召仕捕もの等いたし候由。右之內に者御構之もの立歸り候類も有之候由。一體目明し之儀者先年被仰出も有之候儀に付。右體之取計者有之間敷儀にて。加役方者勿論私共組之もの共も。右類之もの召仕候儀相止候而者。如何可有之哉。別紙風聞書一覽仕存寄可申上旨御內々被仰聞候。依之評議仕候趣左に申上候。」前々も被仰出有之歟。去る酉年も總而惡黨ものを差免。目明し岡引等爲致候儀者勿論。右體に似寄候儀も有之間敷事に候間。彌以左樣之筋無之樣吟味いたし紛敷もの有之候はゝ召捕御仕置可申付候。尤組々之ものえも常々申含右に類し候儀堅く不仕樣。被仰渡候事に付。罪惡等之ものを免し置右之ものを召仕候者。何れ之懸にても致間敷筋に御座候。然處盜賊又者人殺之類其外御法度を背候もの影を隱し忍ひ罷在候類の御差圖ものは勿論。懸り々々に於て相搜し候節其場所之儀可存もの等を不召連候ては。捕方行屆申間敷候得共右者其土地之もの並町役人等。其事に臨み召仕相糺し可申處。加役方組のもの共は。近頃者人を極候而召仕候趣者御渡被成候風聞書之趣に無相違相聞。前書目明岡引之趣意にも紛敷。勿論私共組之もの共は。兼て人を極め置候と申儀者無之。事に臨み町役人之內差働有之もの平町人にても其場所案內之ものを召仕。其時宜により此度風聞書に有之名前之內を。召仕候儀も御座候趣に有之候得共。右名前之もの共向後不召仕候迚も。御用向差支候儀無御座候間。御渡之風聞書之もの共。一同爲召捕相糺追放之歸り之もの者不及申。不屆有之類夫々御仕置申付。向後前被仰出候趣を以捕もの尋もの等之節は。其事に臨み町役人。村役人其外身元相知候者召仕候は格別。兼而人を極置。又は無宿同樣之ものを召仕候儀堅く致間敷段。三奉行盜賊火附改へも被仰渡可然哉奉存候。」風聞書之內。新吉原町店廻りと唱候五人之儀者。新吉原町抱之ものに而。右者去る卯年坂部能登守町方勤役之節取極申渡候儀に御座候。尤遊女屋共より相應之手當いたし近邊に住居爲致。吉原町之內尋もの等有之節爲取計候ものに御座候處。引移り入用等に差支。住居來り候他町に其儘罷在候間。組之もの共尋もの等之節も。彼等者住居も相知。差働も有之者故。申付外御用に召仕候儀も有之由に御座候。尤當時不埒之沙汰者不相聞候得共。吉原町抱之ものに而。他場所に罷在組之もの共。他所捕之もの等に召仕候儀者相當も不仕候間。以來者右之者共一同吉原町內へ爲引移。他所捕之もの等に召仕候儀者不致樣可仕候。右之通奉伺候。伺之通被仰渡候はゝ。別紙御渡被成候風聞書之內。店廻り之外住居相知候分者不殘召捕。私共兩御役所において吟味之上。不屆有之者は。御仕置申付候樣可仕奉存候。以上。酉五月。承附。書面伺之通取計可申旨被仰渡。且吉原町店廻りと申名目之者も。向後差上可申旨被仰聞。承知仕候。酉五月七日。小田切土佐守。根岸肥前守「鰭附」書面町奉行承付之通被仰渡候旨承知仕候。酉五月十二日。寺社奉行。御勘定奉行(右享和元酉年五月十二日。對馬守殿(寺社奉行。御勘定奉行)。承付候樣尾島定右衞門を以御渡。菅沼下野守請取書面之通。鰭に而承付いたし。同十四日同人を以下野守より返上(引書。法曹後鑑)。〇正德六申年評定一座可相心得

ヒヤウ

ヒヤウ

皆之儀に付御書付。」公事訴訟人遠國より罷越候もの者不及申。當地之ものも裁斷遲滯に及候而は本人共之外共所之翟迄も。內外之物入も日を逐ひ候ては多く是に付ては內緣秘計を廻らし。其事を取持候ものなとも出來種々不宜取沙汰も有之候。又は此等の物入をいとひ候者共は。おのつから公事訴訟も成かたく。道理有之ものも非道之事におしかすめられ。迷惑し候者も可有之候。すへて如斯之事は御仕置之爲に甚不可然候。しかれ共其事によりて理非疑敷。又は一座之評議もまち〳〵にて事決かたく。裁斷延引し候事も可有之候。自今以後者。公事訴訟等百日に過候て事決難く候をは。其事之始末分明に書記。何も存寄之所をは。二筋にも三筋にも附札に記し。可被差出候事。」評定所へ召出。借金公事人年々に其數多候故に此外之公事訴訟を詮議せられ候ために。事之妨に成來候。自今以後者式日三日之內に而一日立合三日之內にて一日凡一月に二日宛借金公事人計召出候日を相定。其餘者此外の公事訴訟等召出其理非分明に僉議之上裁斷に及はるへく候事。」諸奉行所より牢に入れ置候もの之事。唯今まてはさして事むつかしからす候事に五年も十年も事を不決候故に。牢內にて死し候もの年々に多く。又は火事等之時に逃失候者も有之。本罪は輕候も大犯之罪に入候ものも出來り。又は相手も有之同類も有之候事に其相手同類等死し失候而。或者僉議の手懸もなくして事決し難く。或者存生之もの計相當之刑罪に行はれ候ては。片落なる事に似寄候事も出來り。すべて此等之類者御仕置之ために甚不可然事に候。自今以後者牢に入置。百日に過候ても決難く候事者。是又其事之始末分明に書記し。何も存寄之所をば。二筋にも三筋にも附札に記し。可被差出候事。附。古來より牢舍又は過怠抔と申。其罪科を決斷し。牢へ入候事者。御仕置之一筋に成候所に。近來者其罪科もいまた不決候に。僉議之間先牢へ入れ置候もの共多く成來候歟。是又不可然事に候。人をも殺害盜賊等之罪犯有之もの。又は其身を預置へき所も無之者。又は本主人に預置候て者不可然候子細も有之もの之類者。僉議之間牢えも入置候事も可有之候。此等之外に預置へき所も有之候ものを其罪科いまた不決候內に。先牢へ入置候事者よろしく思慮可有事。右條々評定所奉行所之事者天下の理非之相定候所にて。其上又世之人之安堵し候も迷惑し候も。公事訴訟之裁斷に相懸り候。縱一旦は其時之奉行之沙汰に候故に。理を以非とせられ。非を以理とせられ候とも。違背には及はず候と云へとも。年月を經候後に至て。其事破れ候而は最初裁斷之時。一座之衆中之ために不可然事に候。すべて此等之道理者不及申候得共。御仕置之ため。大切之御事に候を以相達候間。能々可被存其旨候。以上。」〇本文第二條屬天明八申年十二月。每月四日。二十一日にも。外公事裁許可仕儀に付一座より書上。每月四日。二十一日借金銀公事訴訟裁許等相濟候跡に而。以前者金銀出入外之初公事並裁許をも仕。其外濟口承屆。或用惡水堤川除出入熟談申渡。且地改可遣旨申渡。歸村申付候類も帳外へ差出候處。近年外公事並裁許は差出不申積。一座申合。濟口其外熟談並地改歸村之申渡計。帳外に差出申候。右者御定書に每月四日。二十一日兩度借金銀公事訴訟計承之。裁許可申付と有之候故。金銀出入之裁許は不差出儀に相成申候。然處金銀外之公事。四日。二十一日前吟味相決候者を。右兩日を除き。次之式日立合へ差出裁許仕候而者。日合も相延。無益に江戶逗留致し。夫丈之雜用相掛。末々之もの難儀仕候に付。再應評議仕候處。四日。二十一日兩日之金日に。外公事之差日者仕間敷儀に候得共。借金銀公事訴訟裁許相濟候而も當日時刻之餘分も御座候に付。金銀出入濟切候跡に而差日に差支有之。延置候外公事並裁許共別段帳外へ差出候はゝ。金銀出入之妨にも不相成儀に付。以來四日。二十一日に而も。金銀出入濟切候はゞ外公事裁許並差日に延候公事合をも。別段帳外へ差出候樣可仕奉存候。依之申上置候以上。申十二月。右書面松平伊豆守殿へ致進達候處。申上候通相心得可申旨被仰聞（引書。評定所格例）。〇寬政元酉年九月十六日。法廷諸僚心得方之儀に付御書付。公事裁許其外御仕置の事は一人の休戚に預り候儀にも無之。天下邪正勸懲に預り候儀にて風俗をも變化いたし候本に候上は。奉行たるべきものは別て心を可盡之至に候。正德。享保之頃被仰出御書付に載有之候者別て之儀。其餘被仰出とも厚く相守り心懸可被申事に候。」天下之御仕置筋は此上なく重き儀候間。たとひ御直之御沙汰被仰出候事にても一座之評議念を入。當然之儀を以無遠慮可被申上事。」御定書之儀は下より御仕置を伺ひ候。曲尺にて候。定り無之罪狀を定り候法に引當可申と。强て附會候樣にては。却て御趣意に背き候事も可有之哉に付。一事にとり時勢寬急之樣子に付ては。見込之趣意を以。伺ひ被申候共。相當之儀無據事。且後弊無之においては不苦候事。」總て吟味致し候儀重き儀に候。御仕置伺候而評議を盡し。御定書等へ引當候も。吟味之次第より起候儀にて。實情にたかひ候へは。何ほと評議を詰。紙面之論は盡し候ても。獨罪狀之實には遠く成行候。枝葉に不走事。約に吟味詰しかも實情にあたり候は。最上に候口書等と申候ても。聊之文言にて事之輕重にも相成。愚昧之ものを尋候得は尋方之樣子により。申口とても實意に無之事を申候類も可有之候へは。品により下役等に

ヒヤウ

吟味爲致候とも隨分其始末陰にて承り居られ。實意的中之儀專一に心を用ひ可被申事。」一座之評議多分之方に决し候譯は。總て之道理之よきとあしきは辨論を不待してわかり候儀に候。八人之奉行實々六七人も宜旨申候は宜にて候。然處右評議之際下役に任せ置候歟。又は思慮を盡し候をむつかしく存候歟。又は見識申出し候ても道理にたかひ。又は御定に齟齬いたし。笑を得可申哉なと丶不束を以。銘々存意を不顯。理强く詞高き方へ同し候は。多分に决し候と申譯には無之儀に候。」後來に殘り候儀。又は不輕御趣意等。其筋格別入組候御仕置評議筋は。銘々持歸り逐一見存寄附札。又は覺書致し。追而寄合等之節。打合せ論談有之可然候。右に而も難節は。二筋にも三筋にも。了簡付候而。相伺候共たまさかは不苦候事。」公事出入。內濟事立さるを專といたし候而は。基本にくらき事にて候。尤事品により候而一概に可申には無之。內濟事不立して宜敷事も有之候得共。萬一內濟と丶のはせんか爲に勝へき方を叱り。負へき方を引立候得は。不正之負を得へき事を恐れ候而。可勝方より內濟を求め候得は。一事は事不立樣に候得共。邪正之紀し不行屆ゆゑ內濟に及ひ候に當り候へとも。彌以訴訟は絕さるへきに候。總而公事出入善はかち。あしきは負候外に道理は無之。右之よきとあしきは鄕里中にてもわかりたり候へは。可負道理之方訴出。告可受を存候者無之。尤中には巧に姦訟を企候類も又善惡を辨さるも候へ共。其外は稀には勝へき道理もち候方。不正之負を得可申を恐れ。又は遲滯物入を恐れなと致し。奉行所へ出負へき方內濟にて告も無之濟候も有之。右をたのみ候而あしき方よりも手强く訴出可申なと申募候事も有之間敷とも難申候。一人の邪正を糺し候得は。天下之邪正之勸懲に相成候儀に候得は當時はか行可申なと計候而。其日々々に打流し候而物事不滯をよろしきと申儀のみに者有之間敷候事。」遠國其外より伺出候御仕置之類一座へ評議下り候節。猶格別之評論是非添書可罷成と申には有之間敷候へ共。總而紙面を以評し候は。實事かひなき事も有之。殊に遠國より伺候儀者。其時々樣子所之風俗も有之。右に付而は御定にふれ不申。事之輕重後弊にもなり不申程之儀は。大抵は其奉行之見込に成候方よく。其情に徹し候事も有之儀に候へは。猶其心得も可有之事に候。尤遠國又は加役より伺出候御仕置等。評議書出し候節も。別之評議無之は其儀計書出し。評議有之は其評議のみ書出し候而。簡易にいたし候樣。可被心懸候。」奉行と申候は。下も近き心得に無之ては。鄙賤の情者得かたく候。然るに奉行の所作事重くなり。尊大に過候ては。おのつから下へのみ任せ候樣に成行候事。可有之候哉に付。是又其趣可被存候事。九月(引書。御書付部類分)。〇享保五子年。式日へ御老中出座之儀に付御書付。」評定所式日寄合之節老中出座之儀向後一月に一度宛出座之筈に候。刻限も五時罷出。奉行中公事取捌見分之爲候條。當日之公事不相濟內にも登城可申候。時により從御城相越候儀も可有之候。左樣之節者前日可申達候事。」公事訴訟何によらす。立合公事か可差出候。式日公事とて撰出し候儀。堅無用に候事。」式日は十一日に可有出座候。若差合候節者。二十一日に可有出座候事。」公事出入等難决類入組候品は向後式日老中出座之節差出候樣に可仕事。以上。」〇享保五年子八月十日。」水野和泉守三奉行へ申渡。二日。二十一日も式日彌有之候。尤明六半時相揃立合公事之內何れにも裁許いたし候樣可仕候。尤老中出座之儀者十一日計出座可有之候。」〇享保六年丑七月七日。井上河內守三奉行へ申渡。式日老中出座候而も公事無之。濟口等計に而候得者。前度同意に候立合之公事之通可仕旨。先達而も申達候處。公事無之候間公事有之日に出座可有之候。十一日に相極り候事も無之候。二日成共二十一日に成共。三日之內公事有之日に出座可有之候。公事無之候は丶十一日より前に申達候樣可仕候。尤立合に罷出候。入組候公事式日にも一つ二つ程出し候樣に可仕候。」〇本文第一條屬安永十丑年四月二十二日。評定所式日一箇月之內四日無之事。」安永十丑年四月十一日御出座無之に付。同二十日明二十一日御出座之儀松平右京大夫殿へ相伺候處。二十四日相伺候樣被仰聞候。然處二十二日被仰聞候は。式日四日有之候例有之哉之段御尋に付。例無之段申上候處。式日四日有之段如何に付。當月は御出座被成間敷。尤以來右之通相心得候樣。右京大夫殿松平周防守殿一座へ被仰聞候(引書。評定所格例)。〇享和三亥年十一月十一日。誓詞無之御料理御斷無之式日例申上候書付。三奉行定例之通に誓詞之間に着座候而罷在。御老中方誓詞無之に付御會釋有之。直に內座定例之席に御着座當朝緣頰誓詞有之候は丶。大目附。障子之方より罷出其段申上。三奉行之內闕席等有之候は丶是又同樣申上。町奉行罷出公事銘帳進達相濟。寺社奉行例之通着座。大目附町奉行御勘定奉行。以下例之通御次之間之方より罷出着座。御料理始り。其外定例之通。(別紙)誓詞無之御料理御斷之時之式日。安永四未年十月十一日。定例之通誓詞之間に一座着座。主殿頭殿直に評席へ御着座之節。緣頰詞有之段。大目附大屋遠江守申上。太田播磨守病氣に付出座不仕段。安藤彈正少弼申上。御手帳牧野大隅守差上訴訟相濟直に御退散之事。右者戶田釆女正殿御沙汰に付誓詞無之節御出座手續。安永四未年之書拔相添進達候處。書面之通可相心得旨被仰聞則承

ヒヤウ

付差上候。亥十二月二十二日。評定所一座。」〇前件に付申合書。評定所式日立合之節。訴訟公事無之節之先例相糺候處。寶暦六子年七月十一日公事訴訟無之に付き。式日相延と留帳に有之。其節誓詞に可罷出もの有無者不相分候間。今般大目附へ承合候處。誓詞之もの無之旨申聞。同月二十一日御出座之節は。訴訟一口竝に同月十八日御役替被仰付候もの兩人誓詞有之候。御出座に而も金公事之外者公事竝濟口は勿論。若右之分無之候はゝ裁許又は用惡水等之出入熟談申渡等に候とも。差出可申儀に而。評席物更に無之と申儀。先つは無之筈に候得共。差懸り候而者難相分事故。以來御出座前日には御出座へ可差出品之有無取調登城いたし。若當病に而登城不致候はゝ。右有無同役へ申達候事に相極置。誓詞竝評席物も無之候はゝ。寶暦之例を以式日相止候積り可申上事。亥十二月。評定所一座。」〇文政五午年四月十四日。評定所式日御出座之節之儀に付一座申上候書付。」評定所式日御出座有之。誓詞無之公事訴訟之内有之。御料理者御斷に有之候節之儀。別紙書拔之内。安永四年之例有之。直に評席へ御着座に而。强而之差支者無御座候得共。右之通に而は彼是都合も不宜候に付。誓詞之間御床際へ御床之方を御後に一先つ御着座有之。縁頬誓詞有之節者。其段大目附可申上候。其次へ寺社奉行同役闕席等有之候段申上。町奉行より公事銘書付進達。同役闕席に候はゝ可申上候。御勘定奉行申上候も右同斷順に申上。其次へ表御右筆組頭罷出定例之書付進達。右相濟候而直に評席へ御越其後は定例之通。但御料理御斷方之儀者。是迄之通相心得罷在候。右之通に相成候方可然哉に奉存候。尤大目附。御目附。表御右筆組頭へも申談候儀に御座候。」寶暦六子年七月十一日公事訴訟誓詞共無之候に付。式日相止同月二十一日酒井左衛門尉殿御出座有之候以來共。御出座之儀十日に相伺候節翌十一日誓詞無之。公事訴訟も無之候はゝ式日相止候積り可申上候。且二十一日御出座之節者。誓詞無之竝御出座へ可差出。公事訴訟無之候而も。同日之儀金公事定日に付式日不相止御出座者無之方に相心得。二十日に御屆可申上候。」誓詞無之公事訴訟者有之候積に而。御出座之儀。前日御伺候而も。若當朝に至。訴答之内。病氣之もの等有之。日延相願。御出座へ可差出品無之候はゝ。帳竝帳外もの共無之段相認申上。尤十一日。二十一日共御出席之儀は。追而相伺可申旨をも御宅へ可申上候。併廿一日金公事計有之式日者相立兼而二日。十一日共式日有之候得者。月三度式日相濟候儀に付。二十一日相延候儀申上候節は。御出座之儀は追而相伺可申候と申。文段は相除可申候。尤式日相延候節は私共月番登城仕。其段御用番へ可申上候。」誓詞有之公事訴訟等無之。御料理相濟直に御退散之手續は。寛政七卯年六月十一日式日。戸田采女正殿御出座。誓詞有之公事訴訟無之。其節御料理相濟。大目附町奉行御勘定奉行内座次之間に引居候而。誓詞之間通り采女正殿御退散之旨書留有之。然處。其節町奉行（御勘定奉行。御目附は。定例之通御玄關へ罷出候得共。大目附は罷出不申候に付。以來之儀示談仕候處。公事訴訟無之御料理相濟。直に御退散之節は。次之間障子外廊下へ罷出居。御辭義可仕候間御通り掛り御會釋有之候積相心得可申旨申聞候。右之通相伺置候以上。午閏正月。此進達書は加賀守殿へ田中龍之助を以主水正より差出。即日承付候樣被仰聞則書面差出す。承附。書面伺之通相心得候樣被仰聞承知仕候。午五月。評定所一座（以上引書。法曹後鑑）。按に。評定所出席は。先規に出入を許す官員の外は。堅く禁止の令を行ふ既に久し。然るに寶暦の度より新例を發く。其件を左に收む。同上。寶暦八寅年九月三日。御側御用人。御側衆評定式日立合へ出席之儀に付達書。御側。田沼主殿頭。評定所式日立合之節評定所へ罷越。内座相談之節も罷在評議之趣承候樣可被致候。相談一決之上若自分存寄有之候時は。右之旨奉行へも申達候樣可被致候。右之趣主殿頭へ相達候間可被得其意候。九月（類例書）。〇立合竝金森兵部御詮議一件一座。臨時寄合之節出席都而右に准候事。」評席。内座。席順之儀者。寺社奉行可爲次と伺相濟〇明和四亥年七月三日。松平周防守殿御書付を以。唯今之通評定所へ出席有之候。席順之儀は寺社奉行之上たるへく間。可得其意旨被仰聞。原註。是は主殿頭御側御用人被仰付節の事なり。寛政七卯年二月十日。京都所司代參府之節式日立合へ出席之件。寛政七卯年二月十日評定所式日立合へ所司代出席有之。評議之趣も被承候而差支無之哉之段。松平伊豆守殿一座へ御尋に付差支之儀無之段。同十二日申上尤御内意伺相濟候段。所司代堀田相模守より達有之。出席之節注進狀端書に認入可申哉と相伺候處。伺之通可仕旨被仰聞。内座者寺社奉行之上に着座。評席は御老中出席陰聞之通障子を建。右障子横骨際少し切明け右内に着座。但奉行。御目付評席へ出候跡より評定所番先立にて本文之座へ被相越（以上引書。評定所格例）。享保三亥年十二月。六式日立合へ御目付出座之儀に付御書付。評定所式日に御目付一人立合日。兩人代る／＼唯今迄罷出候得共向後一人宛一ヶ月切に人を相定罷出。奉行役人之公事訴訟裁許。其外諸事取捌之次第。委細見聞置御尋之節。具に申上候樣に可心得候。若公事訴訟之譯。見聞候迄に而。奉行役人之取扱。委細難相知儀者。目安訴狀等奉行中へ申達。とくと逐一覽出入之譯。

奉行中へも其仔細具に承屆可申候。」非番之御目附之內隙に而有之者。立合日には壹人宛相加り可能出候。然共病人差合等有之難出節は不及其儀候。」御徒目附向後式日立合。共に壹人宛罷出候樣に可致候。尤御小人目附も右に準相減可申候。以上。」〇嘉永六丑年十一月十一日。評定所へ西丸目附列座の件。嘉永六丑年十一月十一日御目見以上持格西丸火之番誓詞被仰付候。爲差添西丸御目附罷出候處內座へ者入候儀無之由。大久保彥左衞門申聞立入不申。然ろ處同七寅年二月十一日。紀伊守殿御出座。西丸御目附揖斐與右衞門罷出。內座へ入申候。但寬政四子年三月十四日西丸御目附小長谷能登守誓詞之節。內座へ入候書付持參。右先例評定所に留相見不申候に付。寺社奉行調役へ申談穿鑿仕候處。別紙之通書留有之候趣に而差越候間。以來西丸御目附に而も內座へ入候事(別紙)。寬政元酉年九月十一日式日に付。七半時四寸五分廻り出宅。平服着用。評定所へ罷出。直に內座へ通り候。一座之衆追々被相揃。大目附松浦越前守。御目附河野勘右衞門出席。且御目附石谷市右衞門。西丸御目附池田雅次郞。誓詞に付被罷出。內座に被居候(引書。法曹後鑑)。〇忌有之者立合內寄合へ出座之事。忌中之時立合。內寄合へ出座之儀。父母之外之忌中者日柄立候はゝ可致出座。たとへは二十日之忌中は。七日立候はゝ致出座候樣に可相心得事。右之通。正德六申年閏二月伺之上相定。〇明和五子年十一月十二日。忌中日柄相立評定所へ出座之儀申上候書付。評定所一座。忌日日柄相立。評定所へ出座之儀。御定所上卷に。忌中之時立合。內寄合へ出座之儀。父母之外。忌中者日柄相立候はゝ可致出座。たとへは二十日之忌中者七日立候はゝ。致出座候樣に可相心得旨有之候處。其外之忌中日柄相立出座之儀。是迄區々に付。評議之上左之通。忌三十日者十一日。忌十日者四日。忌五日者二日。遠慮三日者一日。產穢七日者三日。右之通日柄相立候はゝ立合日に者出座可仕候。但內寄合も同様に相心得可申候。」式日にも是迄區々に御座候得共。式日之儀は御定書に無御座候間。日柄相立候共出座仕間敷候。右之通評議仕申合候。是迄區々御座候間此段申上置候。子十一月。右松平右京大夫殿へ松平伊賀守。依田豐前守。安藤彈正少弼立合。御屆書進達(按に本章に僚員の疾病に際し參衙を謝する程式なし。是亦官府に無かる可からさる者なり。之を議定する件を得て左に收む)。〇明和五子年十一月十二日。病氣中式日立合日へ不致出座儀申合書。式日又者立合之日。病氣に付不致出座候得者。注進狀端書に其段認候事故。出勤致し候得者。町奉行。御勘定奉行者出勤御屆申上來候處。寺社奉行に而者。式日に而も立合に而も一度病氣に而不致出座。翌日出勤いたし候得者。不及御屆に罷出。たとへは二日。四日兩度共病氣にて不致出座。五日に出勤致し候得者。御屆申上候仕來に付。以來町奉行。御勘定奉行に而も式日立合之內。一度病氣に付。不致出座。翌日出勤致し候得者不及御屆候(以上引書。古張紙)。

【廳前廣諭】享保六丑年八月。評定所前訴狀箱へ有之文言之事。「覺」御仕置筋之儀に付御爲に可成品之事。」諸役人をはしめ私曲ひふんこれある事。」訴訟有之時役人せんきをとけす永々捨置においては直訴すへき旨相斷候上出へき事。」右之類直訴すへき事。」自分爲によろしき儀。或は私之ゐこんを以。人之惡事申間敷事。」何事によらず。自分諡にしらさる儀を人にたのまれ。直訴致間敷事。」訴訟等之儀。其筋之役所へいまた不申出內。或者裁許いまた不濟內。此兩様申出間敷事。」總而ありていを不申。少にても事を取つくろいきよせつかきのせ申間敷事。右之類者取上なし。かき物は則やきすつへし。尤たくみ事の品によりて罪科に行はるへし。かき物は。かたく封し持來るへし。訴人之名竝宿書付無之は是又取上さる者也。」〇寬保三亥年十一月二十二日。箱訴狀取計方御書付。箱訴狀吟味相渡候節。見置候迄之事に而。取上に不及事は。委細答書差出に不及候間。其類は訴狀一覽致置。取上候品に無之段計。答書に可出之。右之趣寄々可被達置候。十一月。右松平左近將監殿被仰渡。」〇寶曆九卯年十月二日。評定所前腰掛へ差置封物之件(當九月二十七日評定所前腰掛け之內に「御老中樣。內に名有之候」と認候封物。同所同心見付。評定所小笠原萬右衞門へ差出候に付。右封物今日下野守へ萬右衞門差出申候。依之。評定所前箱之建札。竝延享元子年十月二十日。寶曆七丑年十二月二十一封物燒捨候例を以。令評議候處。右例とは譯違候に付。御勘定奉行より右封物に添書いたし差上候筈評議)。卯十月三日左衞門尉殿へ上る。評定所前腰掛に而見付候封物之儀申上候書付。稻生下野守。小幡山城守。「御老中樣內に名有之候」と認候封物を。去月二十七日評定所前腰掛之內犬喰歩行候を。評定所同心見付取之評定所番小笠原萬右衞門方へ相渡候旨。右封物。昨二日萬右衞門差出候に付。於評定所。何も評議仕候處。評定所前箱之際。建札御文言竝延享元子年十月二十日。寶曆七丑年十二月二十一日。見付候封物不相伺燒捨候儀有之候得共。今般之例者引合不申候に付。評議之上右封物私共より差上奉伺候以上。」前同日主殿頭へ上る。再伸書(稻生下野守。小幡山城守)。昨朝評議仕候。去月二十七日評定所腰掛內に而犬喰歩行候訴狀。昨朝差出候儀。延引成取計方之旨。兩人にて小笠原萬右衞門へ相尋れ

候處。前々より請取式日立合之節。差出候旨申聞候に付。其趣昨朝申上。猶又御退散後萬右衛門竝甲斐庄武助へも相尋候處。武助へは不申聞。萬右衛門先格之通取計候旨。申聞に付。爲念先格相認差出候樣申渡候處。享保九辰年九月二日訴狀箱引ヶ候跡。高札之先へ箱封にいたし無名之壹封捨置候に付。其節即日御勘定奉行へ申聞候旨。書留有之候處。覺違不調法千萬之旨萬右衛門申聞之候。昨朝申上候趣と相違仕候に付此段申上置候以上（前々張紙）。○寶曆十辰年七月五日。無名箱訴狀取扱の儀に付御書付。三奉行へ。盜賊筋其外御法度を相背。且御仕置筋不相用類。或者人殺等之儀申立候無名箱訴狀。先者遺恨を以。箱訴人之名前を隱し。無跡形儀を申立候類多候に付。吟味に相渡候節。訴狀に名差候もの共。其度每に呼出し。遂吟味候而は。可及難儀事に候。多分者在方之者共を名差候間。自今右之類者。御勘定所出役之御小人目附差遣し村々風聞爲承。箱訴之趣無相違相聞候はゝ訴狀に名差候もの共呼出吟味取掛り可申候。以來者訴狀相渡候節一覽致し。吟味に不取掛以前評議致し。其度々可被相伺候。右堀田相模守殿御渡（引書。三奉行取計書）。○天明四辰年七月二十一日。訴狀燒捨之件。式日相濟。三奉行退散後。いまた箱不上內。腰掛箱之上へ木札一枚。上包折懸之內。書物七通封無之。水引に而結差置候を。御徒目附出席之御目附安藤郷右衛門へ申達。郷右衛門御城へ持參一通り申上一座へも演說之上同月二十五日立合之朝。御目附持參於腰掛燒捨。猶又其段も御目附より一通り申上候。但二十五日郷右衛門忌中に付。池田修理出席演說。その後天明五巳年三月十一日。寬政十午年九月二十一日。享和二戌年三月二十四日。享和二戌年六月九日。同例あり。」○文化五辰年正月二十五日。評定所式日箱不出前後に捨訴狀の儀に付。規定取極書評定所一座。評定所式日御箱不出以前。又は御箱出候後に而も御箱臺竝評定所前。或は腰掛等へ捨訴狀有之候節。取揚方手續區々に付以來之規定御取極御申聞有之候樣致し度候以上。卯十月。松平兵庫頭。下ヶ札。御書面評定所前竝御箱臺或は腰掛等へ捨訴狀有之節。取揚方之儀。御箱不出申以前。御箱出候後之無差別。拙者共參着後に候得者。支配向出役之者爲取扱候。平日は勿論。式日立合臨時評定之節に而も。拙者共參着以前之儀は。此方に而取扱不申候心得に候。此段及御挨拶候。十二月。服部久右衛門。」○式日御箱不出前。御箱臺又は御箱出候後に而も。評定所前或は腰掛等へ捨訴狀有之節。取上方區々に付。以來式日立合臨時寄合之節共右體捨訴狀有之御目附參着後は評定所同心見付候とも御小人目附へ見付候ものより直に申聞都而御目附方にて取り上候積り。但御目附中へは公事方御勘定奉行より及懸合候處。本文之挨拶有之候に付。評定所同心共へも右之通心得候樣評定所番へ可申渡候事。右之通り文化五辰年正月二十五日評議極る。」○文化五辰年六月七日。燒捨訴狀の儀に付。代官一同へ達書。捨訴捨文之類有之候節。封之儘自分共へ申聞差出。其儘燒捨候事に候得とも。心得のため及扱見元之通封し燒捨候上。封之儘燒捨候段。掛札出置候振合候之間。以後右體之儀有之被相伺候節は。捨訴。捨文等は印封にいたし。伺書添可被差出候。其外取計は委細及演說候事（演說書今存せす）。右於御殿御代官一同へ相達候事（以上引書。古張紙）。」○享保七寅年。評定所前箱へ書付入候儀に付御觸書。訴狀箱へ書付入候事。右者御仕置筋之儀に付。御爲に可成品。竝諸役人を始私曲非分有之事。可致直訴候。且又訴訟有之時。役人不遂僉議。永々捨置候はゝ直訴可仕候由。其役所へ相斷候上に而致直訴答之段。去年日本橋へ建置候御高札御文言之內に有之候處。其筋々之御役所へ可願出儀共をも御役所へ者不申出每度訴狀箱へ書付入候段相違之事に候故。爲心得左に書付候。縱者町方其外に而も御救に可罷成間。何之品被仰付候樣にとの類之事。公事合之事。自分願之事。右此等之類者其筋筋之御役所へ訴出候得者。吟味有之事に候處。一應も不申出。猥に箱へ書入候。就夫御吟味可有之品に而も。御取上無之間。右之趣相心得其筋々へ可申出候。若滯儀も有之候はゝ相斷候上。直訴可仕候。依之猶又觸知せ候者也。」○享保十巳年。評定所前箱へ御家人書付入間敷旨之儀に付御觸書。御家人之內。評定所箱へ書付入候ものも有之候。右箱之儀者町人百姓訴之ために出有之候處。右之通に候上へ相達候儀候はゝ。頭支配へ可申達事に候。萬一頭へ對し難申出儀も有之候はゝ。御目附え成共可差出筈之處。評定所箱へ入候儀心得違之事に候間。此趣組支配へ可被申渡候以上。

【日本橋へ建札】享保六丑年閏七月二十五日。日本橋高札場際に建之。覺。ちかき頃は。度々所々へけみやう竝住所等これなきすてぶみいたし。法外之事共も有之候。是によつて評定所において。當八月より每月二日。十一日。二十一日評定所そとの腰かけのうちに箱出し置候間。書付持參之もの右之箱へ入申へく候。刻限之儀は晝九時迄之內差出し置候。かくのとく場所定候うへは。ほかへすてふみいたし候共。取上無之候間。其趣を存すへく候。右之通一同に承知候ため。此所に建置もの也。」御仕置筋之儀に付。御爲になるへき品之事。」諸役人をはしめ私曲ひふん有之事。」訴訟有之時役人せんきをとけす永々すておくにおゐては。直訴すへき旨相斷候上。

出へき事。右之類直訴すへき事。」自分ためによろしき儀。或は私之いこんを以。人之悪事申ましき事。」何事によらす。自分たしかに知らさる儀を人に頼れ。直訴いたすましき事。」訴訟等之儀。其筋々之役所へいまた申出さるうち。あるひはさいきよいまたすまさるうち。此兩樣申出ましき事。」總而有ていを申さす。少しにても事を取つくろい。きよせつ書のせ申ましき事。右之類は取上なし。書物は則やきすつへし。尤たくみ事の品によつて。罪科に行はるへし。書物はかたく封し持來るへし。訴人之名並宿書付これなくは。これ又取上けさるもの也。」如此法制深切なりと雖も。士民の際隔絶して。官吏動もすれば威權を張り。民心を折服す。慶應三年德川慶喜將軍職を奉還して。幕府の法政茲に廢す。故にまた評定所の名稱も茲に至て廢止せり。猶刑罰。裁判。逮捕。訴訟等の條併せ看るへし。

ビヤウブ　屏風は。家具の一種なり。多く寢室に之れを用ゆ。其製に畵屏。繡屏。金屏。石屏。格子屏等の種類あり。和漢三才圖會に。屏風大抵高六尺以下而六曲也。矮小者爲二枕屏風一。濶而二曲者俗稱二簾手屏風一。其矮者稱二茶爐前一。皆兩面貼レ紙。其法。骨格縛。蔓張。泛張。表張などの製作あり。和事始に。天武天皇朱鳥元年。新羅國より種々の物を調貢す。又智祥健勳等か獻るもの丶中に屏風あり。日本紀に見えたり。是より屏風ありけるにや」とあり。貞丈雜記に。禁裏の御屏風は。てうつがひの所革也。革を鋲にて打付也。紙のてうつがひの如く。うらへも表へも折事はならず。定たる如く一方へ計折也。これらは名ある御屏風の事也。是唐風なるべし。御内所にて常に立つ。新調の御屏風は常の如く成べし。【名ある御屏風】とは。太宋の御屏風。月次御屏風。漢書の御屏風。地獄變の御屏風の類也。太宋の御屏風は。唐人打毬の繪也。月次の御屏風とは。年中行事の繪也。漢書の御屏風は。漢書に載たる政事ともを書也。地獄變の御屏風は。地獄の繪を書たる也。是は十二月晦日御佛名の時に立つ也。又坤元錄の内屏風といふもあり。坤元錄といふ書に載たる。山河などの形を繪かきたるなり。朗詠の覺明が注に。坤元錄の屏風の詩と所々にあり。詩をも書るなるべし。」また安齋隨筆に。坤元錄御屏風。淸少納言枕草子に。此を見えたり。按日本紀畧曰。天曆三年月日仰二左大辨大江朝綱朝臣一。令レ撰二坤元錄一。爲二詩題二十首一。仰二采女正巨勢公忠一令レ圖二書屏風八帖一。仰二朝綱朝臣。文章博士橘直幹。大内記菅原文時等一。作レ詩。式部大輔大江維時撰二定之一。右衞門佐小野道風書レ之。云々。坤元錄は。易に乾を天とし。坤を地とす。唐土の土地山海等の事を載たる書也。其山海川澤の名を撰出し畵かゝしめ。其畵に詩を作らしめて。書せられし御屏風也。枕草子にきらきら敷物と云章に。こんけんろくの御へうぶこそおかしうおほゆる名なれといへり。古今著聞集云。能通法師頁親に。屏風二百帖に繪を書せたりける。其中に坤元錄屏風をば頁親相傳の本にそなん事傳ける。大女御第いり給ける時。二條殿にまいらさせてんける色紙形は。四條大納言ぞかゝれける。更に又爲成をしてうつされける正本は。一の人の御相傳の物に侍にこそ云々。貞丈云。これは天曆の御時かゝけられしを寫したるなり。」また同書に和漢抄屏風。是も名物なり。古今著聞集云。和漢抄の屏風には。中に卷墨水を書き。上に唐繪をかき。下にやまと繪をかきたりけり」と見ゆ。さて其製法を秋齋閑語に。屏風に敷紙を張る事。寸法は八寸に六寸七分にする也。一枚を二色に染分るなり。靑。黄。赤。白。黑の五色を用。是れ古實なり。小笠原流なとにも。色紙短册のはり樣あり。少々相違あり。」【賀の屏風】總別屏風の製。昔は丁つがひの所。上下二所に革にてつなを付。其わなへ切れを通し。それをちやうつがひのかはりにせし。屏風の本體なり」と云ひ。また貞丈雜記に。賀屏風は其切れを五色にするなり。今の几帳と云物屏風の本體是也。古の屏風の繪に。扇ながし。扇つくしといふ事あり。扇ながしと云は。流水に扇をいくらも書たる也。扇づくしと云は。水はなくて扇計いくらも書たる也。其扇の面に色々の繪樣を書也。」また同書に。屏風一よろひとは。一雙の事也(一ひらとはかたかたの事也)。手箱一よろひ(榮花物語にあり)、みつし二よろひ(源氏物語)。皆一對(二つ也)の事也。日本紀に一具の字を一よろひとよませたり。物の具足したるをよろひと云也。鎧をよろひと云も。小道具迄そろひ具したると也。」【四枚折屏風】今世の俗語に。武士の切腹する時のみ用ると云は。あとかたもなき說なり。不吉の物にあらず。古代は。禁裏にて正月にも用ひられ。又賀にも用ひらると見えて古書にあり。躬恒集。ゑき(延喜)十四年二月十四日おほせによりて奉る。いづみの大將の四十賀の屏風四帖(四枚の事)。うちよりてらしてつかはず。又兼盛集に。内の御屏風四帖わか春正月ゑ(會)する所。「あたらしき年のはじめにあいくれと。此春はかりたのしきはなし」と見え。常に用る者と知るへし。」また東牖子に。【六枚屏風】は。異邦淸土になし。今は本朝にならひて摺屏と號しこれを用ると。朱舜水茶話及ひ南嶺は書きたれと。東大寺の鴨毛の屏風は。正しく唐朝の傳來也。又蕭氷厓が詩に。小窓雲影破瑠璃。六曲屏風白苧詞と云たれば。淸土にはなしとばかりも定めがたし」と見えたり。」【網代屏風】網代とは。あむしろの義にて。編筵なりといふ。源氏に網代屏風と見えたり。河海抄に。𨗈(トマ)屏風と書て。漆骨にかた面をはりて。細

ヒヤウ

き組にてとぢ合せたるものなり。昔は山莊などの古めかしき調度には。定る事也と見えたり。童蒙頌韻に。「纖綵をよめり。」【鴨毛屏風】好古小錄に。東大寺鴨毛屏風の畫。今存する者十六枚。中一枚に天平勝寶三年十月の八字あり。千有餘年の畫。實に賞すへし。又日錄に。俗に東大寺の鴨毛屏風の文字。羲之の書と云。論するに足らさる事なれとも。是古來の俗說と見ゆ。康治元年五月六日記云。開二勅封倉一。御二覽寶物一(中略)。聖武天皇玉冠。及鞍(中略)。王右軍鳥毛屏風云々。其俗說舊たり。又傳へて鴨毛屏風は。西土所造と云固より非なり。屏風の畫側に天平勝寶三年十月の八字あり云々と見ゆ。また相國寺心華院に。六曲屏風に。外國の書翰を貼するあり。書翰屏風といふ。これまた古きものなり。【輸出】泰西にて本朝屏風を便として。年々輸出するもの多く。刺繡等を施したるもの大に行はる。【金屏風】金箔にて全面を張りたる者なり。銀箔なるもあり。畫を書きたるも。何も書かさるもあり。江戸にて祭禮の節は。富みたる商家の店頭には必す之を建つる慣例なり。【さかさ屏風】切腹の時及び死者の枕元に建つるに。屏風を倒にする習ひゆゑ。平常倒に建つるを忌む。

ヒヤウブシヤウ 兵部省は。大寶年中に置かれたる八省の一にして。兵政の出る所なりしが。後世武門の興るに及て。いつしか陵夷して。復た見る所なし。大日本史職官志に。當時の職程を擧けたれは。之を撮錄すること左のごとし。兵部省(令義解)。卽上世物部大伴二氏所レ掌(日本書紀。古事記。舊事本紀)。天武帝時。置二兵政官一(日本書紀)。及二大寶修一レ令。改爲レ省。置二卿一人正四位下一。掌下內外武官兵士名帳。考課撰敍位記。朝集祿賜假使。兵器儀仗。城隍烽火。差二發兵士一事上。其屬司五。曰兵馬。造兵。鼓吹。主船。主鷹。凡內外官所レ進兵衞。本省校練。隨二等級一處分。老年尩弱不レ堪二宿衞一者。及位階有レ蔭。賤人詐冒等。皆經二勘檢一。方始放出。衞士之至二京師一。必先檢二閱戎具一。國郡器仗。每歲勘二校其簿籍一(令義解)。凡內外武官考選敍位除目。季祿馬料等類。一準二式部省一(延喜式)。大輔一人正五位下。少輔一人從五位下。大丞一人正六位下。少丞二人從六位上。大錄一人正七位上。少錄三人正八位上。史生十人(續日本紀云。和銅元年加二六人一。日本後紀云。大同四年加二四人一。延喜式作二二十人一。與二二書所レ加數一合)。書生十人(類聚三代格云。弘仁四年置。本書云。以二史生少一レ員。繕寫多レ勞。准二式部例一置二書生一)。省掌二人(類聚國史云。天長七年。置二扶省掌二人一。延喜式所レ載人數亦同)。使部六十人(延喜式作二三十人一)。直丁四人(令義解)。後世大輔。少輔竝置二權官一(官職祕鈔。職原鈔)。健兒不レ詳二其始一(按二日本書紀一。皇極帝元年。健兒始見。當時恐未三立爲二職名一也)。蓋大寶以後所レ置。聖武帝天平十年停レ之。廢帝天平寶字六年。更點二伊勢。近江。美濃。越前四國郡司子弟百姓一爲二健兒一。有二死闕老病者一與レ替。其歷二名等第一。每年附二朝集使一送二武部省一(續日本紀)。桓武帝延曆十一年制。今停二諸國兵士一。其兵庫鈴藏及國府等。宜下差二健兒一分レ番守衞上。因定二其數一。大和。河內。攝津。山城。伊賀。參河。伊豆。甲斐。安房。若狹。石見。隱岐。安藝。周防。紀伊。淡路。阿波。土佐各三十人。和泉二十人。伊勢。相模。上總。美濃。信濃。上野。下野。越前。越後。播磨各一百人。尾張。駿河。能登。越中。丹波。但馬。因幡。伯耆。美作。備前。備中。備後。長門。讚岐各五十人。遠江六十人。武藏一百五人。下總一百五十人。常陸。近江各二百人(類聚三代格)。醍醐帝延喜制。定二健兒數一。每國三百人以下。二十人以上。各有レ差。皆隷二兵部省一(延喜式)。餘見二兵志一。【兵馬司】正一人正六位上。掌下畜二牧兵馬一。郵二驛公私馬牛一事上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。使部六人。直丁一人(令義解。續日本紀。和銅六年。權充二史生四人一)。平城帝大同三年。併二左右馬寮一(官職祕鈔後附)。【造兵司】正一人正六位上。掌下造二兵器一。及工戶戶口名籍事上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。雜工部二十人(令義解。類聚三代格云。大同三年。停二才長上二員一。三代實錄云。元慶元年。以二山城雜工戶復一レ舊。停二遠江雜工戶二十煙一)。史生二人(日本後紀。大同四年置)。使部十二人。直丁一人。雜工戶(令義解。按令集解云。鍛戶。甲作。靫作。弓削。矢作等合四百六十五戶。是爲二雜戶一。免二調役一。爪工。楯縫等合七十二戶。是名二品部一。免二徭役一)。聖武帝天平十六年。廢レ司(續日本紀)。後復置。至二宇多帝寬平八年一。併二兵庫寮一(類聚三代格。官職祕鈔後附)。【鼓吹司】正一人正六位上。掌下調二習鼓吹一(令義解)。以二鞞鼓鼓役事。晉鼓鼓金奏。教中習鼓角上。起二十月一盡二二月一。以二三月朔一試二之本司聽庭一(令集解)。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下(令義解)。史生二人(日本後紀。大同四年置)。使部十人。直丁一人。鼓吹戶(令義解。按二令集解一云。大角吹二百十八戶。每戶自二九月一至二二月一學習。是曰二品部一免レ調。三代實錄云。元慶四年。兵部省言。山城鼓吹戶凡七十五煙。免二調徭雜役一。學二習鼓角一。而國司除二棄二煙一。請二仍レ舊增置一。許レ之。延喜式云。山城七十五煙。攝津二煙。河內二十三煙。隷二兵庫寮一。比レ舊減二一百十八戶一)。桓武帝延曆十五年。定二置吹部三十四人一。准二雅樂寮雜色生一。聽二其勘籍一(日本後紀)。十九年。司言。吹角鉦鼓。皆軍旅所レ用。今有二吹角長上三人一。而無二鉦

鼓之師一。請立二鉦鼓長上一。教二習生徒一。許レ之（令集解。類聚三代格）。宇多帝寛平八年。廢併二兵庫寮一（類聚三代格。官職祕鈔後附）。【主船司】正一人正六位下。掌二公私舟楫舟具事一。郎上世船氏所レ掌也（上世以下。據二日本書紀一）。佑一人正八位上。令史一人大初位下。使部六人。直丁一人。船戸。凡所在官船。皆船戸分レ番看守（令義解。按二令集解一。船守百戸在二津國一。是爲二品部一。以二一戸一爲二一番一役レ之。免二調徭一）。至二後世一此司廢不二復置一矣（官職祕鈔後附）。【主鷹司】初仁德帝時。使二百濟酒君養一レ鷹。郎定二鷹甘部一。主鷹之官蓋起レ此（初仁德以下。據二日本書紀一）。大寶制。置二正一人一從六位下。掌下調二習鷹犬一事上。佑一人（按本書位階闕。一本無二此三字一）令史一人少初位下（令義解）。史生二人（日本後紀。延曆十五年置）。使部六人。直丁一人。鷹戸（令義解。按二令集解一云。鷹養戸十七戸。在二倭河內津一。是名二品部一。免二調役一）。廢帝天平寶字八年。廢二放鷹司一。置二放生司一（續日本紀。按據レ此。則主鷹司又稱二放鷹司一也）。後復置二主鷹司一（日本紀略。按二本書一復置二本司一。蓋在二桓武帝延曆年中一也）。至二後世一本司莫レ所レ見（官職祕鈔。職原鈔）。職原抄兵部省の條に。【隼人司】正一人（相當正六位下）。諸大夫任レ之。但近代諸道及侍等。多任レ之。五位六位共任レ之。但侍者五位之後可レ任レ之。佑（相當正八位上）。六位侍任レ之。元者正八位官也。令史（相當大初位下）と見ゆ（ハイトの條を見よ）。」建武中興の際。復此省を置き。護良親王を以て卿と爲せしが。幾はくもなくして。延元の亂出て來て。遂に南北對爭の世となりしかば。此省も廢せられぬ。爾後五百餘年。皇政維新の後明治二年二月軍務官を廢して。復た此省を置かれ。卿以下輔。丞。錄。史生。省掌。使部を置かれ。兵學寮。武庫司。會計司。糺問司を置かれ。四年八月官制を改正し。省中に兵學。軍器の二寮と武庫。糺問。造兵の三司を置く。五年二月海陸軍省を置き本省を廢せり。【兵部手番】（テツガヒ）は正月十五日に行はれし古式なり。江家次第に曰ふ。兵部式に。正月十七日大射前二十日。省點二親王以下。五位以上三十人一。前二日簡二定能射者二十人一（若不レ足者通二取六位以下一）。於二省南門射場一令二調習一云々。省催二諸卿一（先催二納言以上一。若不參者省錄就二藏人所一令レ奏二其由一）。有レ勅召二參議已上一。若無二射手一者。遣二殿上侍臣一云々。或持二殿上弓一向二其所一。省立レ幄（往年着二南片庇一）。竝設レ甖。近衞。兵衞。進レ的。射分錢者。省預申請。自二大藏穀倉院一給レ之。射手取二弓矢一着二射場座一。上卿參入（具二弓矢一）。於二東門內一取二弓矢一。度二幄前一着座。上卿外座（西上北面）。參議內座。一獻。輔勸坏。丞取レ杓。二獻。居二粉熟一。三獻。居二飯汁物一。近例不レ及二三獻一纔一獻歟。射手名一度射。錄取二札二枚竝硯一候二膝突一。一枚射手簡奉二上卿一。一枚副簡錄持レ之。上卿取レ札見レ之。點二定射手一（選二能射者二十人一近例隨レ在不レ滿二二十人一）。錄書二分前後度數一。錄立二庭中一召計。三度射了（近例不二必射一レ之）。上卿以下退出。永平八年例。錄取二簡硯一。置二上卿前一。定二二十人一。點二其上一召レ錄給レ之云々」とあり。古への練兵なり。

ヒヤウラウ　兵糧は。軍陣の必要品なり。古來之を重事とせり。羽倉考に云く。軍防令曰。凡兵士。人別備糒六斗鹽二升。充當火。」義解謂。兵士私自備。郎隊正以上亦自備レ之。若身死及得替者送故納新。其鹽亦准レ此也。」續日本紀。寶龜十一年七月戊子。勅曰。兵士白丁赴軍。及待進止應給公粮者。計自起家五日。乃給其用處者給米。要處者給糒。」三代實錄。元慶二年四月二十八日。勅符上野。下野兩國曰。宜國各發二千兵。日夜赴救。亦其所發之士。各備路粮。便道二國司目已上一人。史生若品官一人一。押二領其事一。按するに。征討行軍の間の粮食は。明に官より給ふ事。續日本紀寶龜十一年四月丁丑及同年七月癸未此に擧たる同月戊子の文以下。國史に見えたる所枚擧す可らず。然れども軍防令の如くなれば。一人に糒六斗づゝは自備へ。或は寶龜十一年七月の勅の如くなれば。家を起て五日が間は私に備へ。元慶二年四月の勅符の如くなれば。路の間の粮は私に備ふる類。臨時の定あると見えたり」とあり。兵糧の積りを考ふるに。類聚國史に。大同五年鎭兵三千八百人に五千餘萬束の稻を給ふと見ゆ。五千萬束の穀は五萬石にして。舂米は二萬五千石あるべし（今京升にて二萬〇九百十四石〇二升許に當る）。三千八百人に分ては。一人六石五斗七升八合九勺許に充る。一日は一升八合二勺七撮許と知る（今京升にて一升五合二勺許に充る）。又三代實錄。元慶五年の條に。鎭兵には。毎日に一升六合。兵士には八合を給すと見ゆ。應永の頃は宣旨升一升を以て。兵士一日の食とする由。吉野實城寺記に。合兵粮料七石八斗（但宣旨升定）。三十九人（二十日分）。云云。應永[ ]年とあるにて知へし（宣旨升は今京升七合七勺餘を受ると云）。宣旨升は元慶の升八合入なり。甲斐の武田の家にて。一盃旅籠と云は。兵士一日の粮を云。其大。方四寸四分八釐。深二寸四分。京升七合四勺六撮を受（一盃はたこを又宣旨ともいふ）。是にて兵粮の定を考知へし。年分一人の兵粮。今升にて。二石七斗七升餘にあたる。又按に。今の扶持方に一人半扶持と云は。この兵粮料より出し法にはあらざるか。然る時は。千人一日の兵粮今升七石五斗なり。百日に七百五十石を儲ふへし。」又鈐錄に和漢大差なきことを擧けて云く。古より小荷駄を輜重と云て。車にて運ぶを古今の通法なり。軍兵の兵粮は。乾餱三升づゝ人々腰に付る。是は不時の

爲に用て。常には食せず(三升は日本の一升八合)。兵粮は輜重車に載て。押陣の時は中に立て。左右を軍兵にて夾む。備を立る時は是を眞中に立て。軍兵は前後左右に備へ。下營の時も其通りなり。是は大抵三日の食物なり。又敵地へ深く攻入る時は。別に輜重營を設て。之を守る軍兵を設く。其時は輜重車を四面に列して陣營として。軍兵は中に居て是を守るなり。戚南塘が輜重營の圖を考ふべし。されば。軍粮は車にて運ぶとは。車ならでは多く米を積ことなりがたきゆゑなり。然るに和流には。小荷駄馬と號して。兵粮をば馬にて運ぶことに心得たることは。戰國の時分車なきが故なるべし。それよりして都下には車あれども。在々に車なきは心掛なしと謂つべし。馬は飼料に物入て力弱し。牛は飼料に物入らず。力强きものなれば兵粮を運ぶことは牛車尤便利なり。牛は遲きものなれども軍行は五十里に過ぎざれば牛にて事足るべきことなり(五十里は日本の五里)。武士は何事もりつぱにしやん〳〵としたるものと思ひて。牛車は鈍なりなど思ふは愚人の了簡なるべし。又人運のことちよろきとの樣に思ふ人あるべけれども。自國などにては老弱男女を不レ嫌。米を與て持せんこと。時によりては宜き策なるべし。名和伯耆守が船上山へ兵粮を運しも人運なり。董摶霄が法は只積りを云たるものにて實用の時は變化融通して。如何樣にも仕形あるべきなり。又古は甬道と云て。兵粮を運ぶには壘壁を築て運することも史籍に見えたり。壘壁と云時はぎやうさんに聞えて。大そうなることのやうなり。土手を築て。其かげを運ばせ。所々のつまり〳〵に。是を守る兵を置き。大筒などを用て守護せんこと可レ然なり。又諸葛武侯が木牛流馬の法。通典に見えたり。是孔明牛馬を全不レ用。木牛流馬ばかりを用たるには非ず。牛馬竝に車にて運びがたき地にて是を用たりと云たり。是又工夫を以てなるべきことなり。異國兵粮米の積りは。一人に日に二升あてなり。日本の一升二合なり。戚南塘が法には。米に炒豆を兼たり。雜穀を加て米の不足を補なるべし。炒たるは煮易き爲なるべし。山鹿流に。一人前日に五合と云は。今日太平の時。下々のもり切にて積りたるものなり。骨折わざをする時は。各別なりと云ことを不レ知なり。又謙信流に。銅の入子鍋を持すると云は奢なり。古十人を一火とす。十人づゝ別々に飯をたくべし。鍋一つ充にて事足べし。板障泥を二重に拵て。水桶に用ゆと云。左もあるべし。米。味噌或はかうの物あらば事足るべし。仙臺にては。乾飯と田螺の鹽炒を三年に一遍づゝ。城へつめ替ることを定法なりと云。兎角軍中は事少なるをよしとす」とあり。何れの城にても鹽を蓄へて。或は之を地中に埋め置きしもあり。行軍には梅干と乾飯を腰に付けて行きしなり。

今日の糧食制度は宿營地の給養を受くる能はざるときに限り。軍の携帶せる糧食によるものにして。軍の糧食は兵士自ら携帶せるものを携帶口糧とし。飯盒に一食分其他精米若くは道明寺糒六合。食鹽六匁以上を以て二日分として。中乾麪包の扁平團子形をなし。食鹽及野菜の細末を混入せるを以て支給することあり。又大行李に其軍隊一日分。糧食縱列に三日の糧食に充つべき米あり。飯盒の一食は常時之を用ゐ。携帶口糧は宿營地に糧米を得べからざるときに用ゐるものにして。其分量を超過せざる爲めに。一合毎にむすびあるを常とす。而して之を用ゐる分量は必す司令官の命令によりて定り。隨意に用ゐるを許さず。而して其用ゐたる分は其後直に大行李より補給し。大行李は縱列より。縱列は兵站部より補充するものとす。

ビヤウヰン　病院。本邦の病院は。大に歐米諸國と其實況を殊にし。專ら中等以上士民の就て治療を托する所となれり。蓋し本邦病院の設けは。陸軍々醫總監松本順文久元年中幕府の命に因て。長崎に赴き。和蘭人ドクトル朋百(ポンペー)に就て。醫學を修習するの際。幕府に請求して治療所を設けり。是を【病院の始】とす。是時に當て西洋醫學に從事する者。笈を負て遠く本院に赴く者多く。且つ近隣の上等士民就て治療を乞ふ者。亦漸く夥きを以て。貧窶の患者を救濟するの暇なし。維新以來諸府縣に於て病院を設立するに至り。院長は之を都府に招聘し。管內の良手は擧て該院に從事せしむ。故に院長は宛も其の府縣內第一の國手にして。充分の教育を受け。夥多の經驗を有する者とす。是れを以て。病院の體裁自然に上等人民の患者。及び他の醫師の手を束ねたる難症痼患を治療するに於て。最も必須たるの勢力を釀成す。而して其施術の實績を奏する亦夐かに管下の醫師に超越するを以て。間接に衆醫を奬勵して。其業術を精究せしめ。隨て後進を誘導し。適當なる學科を踐履せしめ。傍ら幾分か其地方衞生の事務及び醫學教育の責任を負擔するに至れり。是を以て。貧困の患者を治療するは全く其緒餘に係らざる能はず。是れ則ち今日本邦病院を以て。歐米諸州と同一視す可らざる所以のものなり。長崎に次て。設置せし病院は。佐賀。福井。金澤等の諸藩にして。次て大阪其他の各地に設立し。目今殆と病院あらざるの府縣なきに至り。私立も亦逐年增加す。【看護婦】病院の發達と共に看護婦も發達し。大學病院。赤十字社病院其他看護婦の養成につとめ。私立にも看護婦協會起りて病院又は病家の需要に應ず。【東京看護婦會】東陽堂發兌東京名所圖會(神田の部)に曰ふ。東京看護婦會の創始は。明治二十四年十一月にして。慈善看護婦會と稱し。本鄉區森川町一番地に開設したりしが。其後。神田區猿樂町二十五

番地へ移り。尋て二十七年錦町三丁目二番地へ轉し。東京看護婦會と改稱せり。二十九年に至り。更に東京看護婦講習所を設立し。生徒を募集するに至りぬ。會頭鈴木雅子は初め櫻井女學校に入り。看護學を講習し其の業を卒へ。更に醫科大學に入りて實地を修業し。卒業證書を得しとなり。森川町一番地に開設せし頃は。世人未だ其の必要を感ぜざりしかば。自費を抛ち看護婦數名を置き。貧困にして。其の費を辨ぜざる者には。無料にて看護の勞を取れり。遂に東京看護婦講習所を設け生徒を養成するに至れるなりと。講習前期は解剖學大意。生理學大意。看病學。繃帶學。修身學。救急療法。外科器械學。電氣應用法。防腐及消毒法。泰西按摩法(マッサージ)にて。後期は實地演習とす。

ヒヤウエフ　兵衞府の概略は。官制の條に說きたれど。其要部を左に記さん。

【左右衞士府】督各一人正五位上。掌下禁二衞宮掖一。檢二校隊仗一。差二配衞士一。巡二檢所部一。大備二陳設一。車駕出入先驅後殿事上。佐各一人從五位下(令義解)。桓武帝延曆十八年。陞二督從四位下。佐從五位上一(日本後紀)。大尉各二人從六位下。少尉各二人正七位上。大志各二人正八位下。少志各二人從八位上。醫師各二人正八位下。日本後紀云。延曆十八年。省二醫師各一人一。類聚三代格云。仁和元年。停二諸衞醫師判補一。皆陞二奏任一。使部各六十人。延曆二十四年。左右衞士各六百人。各省二百人一。平城帝大同三年。以二太政官奏一廢二衞門一併二本府一。衞門之職。皆使二本府掌一レ之。唯以二靫負之名一。歷レ年已久。不レ可二全廢一。仍二舊號一曰二左右靫負府一(兵衞尉は一名靫負尉と呼ふ。有職問答)。其門部分二配本府一。廢二主帥六十人一。減二衞士一爲二五百人一。新置二門部百人一。於レ是衞門與二衞士一合爲レ一矣。嵯峨帝弘仁二年。詔衞士兵衞。並復二舊數一(日本後記)。尋以二大伴宿禰眞木麿等奏一。改二左右衞士府一。爲二左右衞門府一(參取令集解。日本後紀)。宇多帝寛平三年。また改革あり(同書)。近衞帝久安中。定爲二各二十人一。後白河帝保元三年。後各增二五人一。至二土御門帝時一。更數倍焉(職官志)。

【左右兵衞府】(按日本書紀。左右兵衞之名。始見二于天武帝時一)。督各一人從五位上(按續日本紀。和銅中。有二左右兵衞率一。未レ有二所謂督者一。至二天平寶字中一督始見焉。蓋大寶之制原爲レ率。後改爲レ督歟。今姑存レ疑)。掌下檢二校兵衞一。分二配閤門一。以レ時巡按。車駕出入分二衞前後一。及兵衞名帳門籍事上。佐各一人正六位下(令義解)。桓武帝延曆十八年。陞二督從四位下。佐從五位上一(日本後紀。職原鈔。有二權佐各一人一)。大尉各一人正七位下。少尉各一人從七位上(近衞帝時。定爲二各二十人一。後白河帝時。各增二五人一。至二土御門帝時一。更三四倍焉)。大志各一人從八位上。少志各一人從八位下(日本後紀云。延曆十八年。加二少尉。少志各一人一。位準二衞門府一)。醫師各一人從八位上(令義解)。元正帝養老五年置(續日本紀)。府生各四人(延喜式)。番長各四人。兵衞各四百人(令集解云。大同三年。減二兵衞各百人一。日本後紀云。弘仁二年。復二舊數一)。宇多帝寛平三年。減二兵衞數一。爲二各二百人一。定員外舍人各二百人。使部各三十人。直丁各二人(職官志)。以上往昔諸衞外衞の官制を知るへし。現今近衞兵の事は陸軍の條に出す。

ビヤクエ　白衣とは。古へ公家。又は武家にて着する略服のことなり。四季草に云。白衣といふは禮服を着ずして。袴ばかり着たるをいふなり。今世に袴をも着ざるを白衣といふは誤なり。源平盛衰記卷十三(高倉宮信連戰の條)に。前右大將は御簾を半捲上げて。大口ばかりに白衣にて。長押に尻かけて云々。公家衆の平服は。下に白小袖を着して。上は直衣といふ裝束。下はさしぬきの袴を着。えぼうしを着給ふなり。白衣といふはえぼうしぬがず。さしぬきもぬがず。直衣ばかりぬぎて。下の白小袖をあらはすを白衣といふなり。武家もいにしへ裝束の下には白小袖を着たり(今世武家にては。五位以下の人白小袖着る事は制禁なり)。今世の風俗にていはゞ。肩衣を着せずして。袴ばかり着たるが白衣なり」と見えたり。德川氏の頃の白衣は今云ふ着流しにて。袴なきを云ふなり。

ビヤッコタイ　白虎隊は。慶應四年五月。會津藩にて組織したる軍隊の名にて。十五歲以上の少年隊を白虎と稱す(十八歲以上は朱雀。凡三十六以上は青龍。凡五十四歲以上は玄武と稱し。白虎隊にも士中。寄合。足輕の三隊ありき)。白虎とは軍神を象りたる名稱にして。隊長は日向内記。訓練は佛國兵式なり。白虎隊の名を天下に轟かしゝは十六人の自殺者なり。時は慶應(明治元)四年八月二十三日午前。處は飯盛山なり。自殺せし者は士中白虎(上士の班の子弟)にして。一隊三十八人あり。白虎隊は俊秀の者のみなりしとぞ。八月二十二日の戰に(石筵口敗れ。官軍會津に亂入せし日なり)。藩主に從ひて瀧澤村に至り。戸の口原に奮鬪し。二十三日萬難を冒して若松城に入らんと爲しゝに。道既に塞り。入ることを得ず。飯盛山上より臨めば。烟焰天に漲り。五重の天主閣は黯雲滅沒の中にあり。誤つて城陷ると爲し。主辱めらるれば臣死すと慷慨し。跪て城を拜し。環座して自刃せしなり(二十三日は會津戰爭中の激戰なりと雖も。城陷りしには非ず)。自刃するに當り。

楠公七生の言。張巡戰死の章。天祥正氣の歌。項羽垓下の曲を吟詠し。或は慈母が與へし和歌を出して再吟し。君と父母とに告別し。割腹する者。咽喉を貫く者。耦刺する者あり。其の姓名は。

飯沼貞雄(十六歳) 林八十治(十六歳) 梁瀨勝三郎(十七歳)
津川潔美(十六歳) 梁瀨竹次(十六歳) 永瀨雄次(十七歳)
西川勝太郎(十六歳) 野村駒四郎(十七歳) 井深茂太郎(十六歳)
石田和助(十六歳) 篠田義三郎(十七歳) 鈴木源吉(十七歳)
間瀨源七郎(十七歳) 伊藤俊彥(十六歳) 安達藤三郎(十七歳)
有賀織之助(十六歳) 石山虎之助(十六歳) 伊藤悌次郎(十七歳)
池上新太郎(十七歳) 竹岡捨藏

飯沼貞雄咽喉を截りしに。動脈を斷たず。印出氏の老女に助られ。忠僕藤太の爲に救はれ。後に遞信省の官吏となる。烈士の遺骸は翌年四月に至るまで厚く葬られず。老祖母。老母等遺骨を拾ひし時に。散亂せし遺物を集めしと云ふ(佩刀の如きは皆な奪はれたり)。右少年は藩に於て試學に及第し。武術を修め。其畧傳を見れは。盡く皆な文武の英俊なり。其家庭の義烈なるは。其母等の和歌に於て見る可きもの多し。

ヒヨミ 日讀。(エトを見よ)

ヒレ 領巾は。古來女官の都て領巾裙帶(ヒレクタイ)といふて。肩に掛くる一種の布を云ふ。和訓栞に。日本紀に領巾又肩巾をよめり。振手の約りたる名也。延喜式に帔をよめり。婦人項の飾の服也。祝詞に。比禮挂伴男といふは女の御膳等に奉仕するものをいへり。男は緖の借字也。比禮もて袖をおくる也。儀式帳にも生絁比禮四具なと見えたり。大神宮式に絹比禮八條と見ゆ。萬葉集に蜻領巾と書てあきつひれとよめり。縫殿式中宮の條に。領巾四條料紗二尺二寸。條別九尺と見ゆ。うすものゝ領巾成べし。日本紀に刺領巾あり人の名也。萬葉集に天領巾がへりとよめるは。ひれは婦人の飾にて妻を悼てよめる歌なれば。人の死して天に歸るといふより。天と添たる也といへり。又栲領巾のかけまくほしき妹が名と見ゆ。內宮御神衣にも比禮あり」と見ゆ。南嶺子に。腰にも帶を引さげたる。是をひれくたいといふ。源氏枕草子等にあり。萬葉歌に「栲ひれの白濱浪のよりあはず」といふうた有。栲は白き事なり。うつくしくひれをかけたる女の。我によりあはぬといふ事を讀たる歌なり。天人の繪などは。古來の女官のすがた也。今の五衣引越かけ帶はいにしへのひれくたいの轉したるもの也」とあり。之れにて其さまを知るべし。

ヒレイタ 鰭板は。ハタイタと訓むべし。カキの條下にあり。

ヒレウ 肥料は。農業上の必要物なり。人糞尿。馬糞。魚鳥獸の腸皮骨等。廐藁。溝水。海藻。貝。糠。乾魚等の種類あり。肥料は窒素。ポッタース。燐素の三種を適當に合すへき者なるに。我國には燐素缺乏の土壤多し。故に明治十年頃骨料肥料を賣る者あり。又燐酸肥料漸く輸入せられ。大に効能の顯著なるを見る。明治二十年二月東京人造肥料會社立ち。二十一年十一月製造に著手し。漸次需要の增加を見る。明治三十二年四月法律第九十四號を以て肥料取締法を發布せらる。近年贋造の人造肥料を賣る者多ければなり。

ビロウド 天鵝絨は。元と外邦の製に倣ひしものと見えしが。近世織出す所のもの甚た精巧に至れり。これ從來多くは婦人の帶地に用ひ來りしが。近時はあまり行なはれす。其下等のものは。反て亦婦人の鼻緖なとに用ひらる。和漢三才圖會云。天鵝絨。阿蘭陀。廣東。東京。福建皆出レ之。盞絨(音戎)練熟絲也。純黑純白柳條筋。其美光澤似二天鵝之翼一故名。本朝織レ之者其美勝二於異國一。横通二入鍼線一織レ之。後拔二鍼線一則經絲爲二輪緇一。絕二切輪中一則如レ毛。織二成鳥獸及花文一。亦奇工也。梅雨中黴衣用二天鵝絨一。頻掃則脫。勝二於梅葉汁洗一。工藝志料に。慶長年間。京師の織工。阿蘭陀の法に倣て。天鵝絨を織出す。本邦に於て天鵝絨を製すること此に始まる。既にして又虎斑天鵝絨を製し。又和奈天鵝絨を製す。是を無志久比といふ。又省略して和奈天といふ。而して後又柳條天鵝絨を製す。其の製甚佳にして。遠く支那の上に出づ。今に至て仍然り」といへり。德川氏の末唐天と云ふもの出來。明治三十年頃よりコール天と云ふもの出來し。三十四年頃フラシ天輸入流行す。

ヒロセ タツタ マツリ 廣瀨龍田祭。年に兩度四月四日。七月四日に行はる。大和國廣瀨郡河合村及び平群郡龍田にあり。祭の日は廢務也。使は前の日たつ。大忌風神の祭といふ是なり。風水の難をのぞきて。年穀の豐なる事を祈申さるゝにや。天武天皇四年四月に。風神を龍田の立野にまつり。大忌の神を廣瀨川匂にまつると。日本紀にみえたり。神代の卷に伊弉諾。伊弉册尊の朝霧を吹はらひ給しとき。意氣濃化して神となりたるを。風神と申よし見えたり。いはゆる大塊の噫氣を風といふ心にかよひ侍にや」とあり。

ヒロブタ 廣蓋は。漆にて塗りたる大盆の類にて。衣服を入るゝもの也。元箱の蓋なり。和訓栞に。廣蓋と書り。榮花物語に見ゆ。韓櫃のふたなり。韓櫃は裝

束の箱なれば。御服をそのふたにすゑて賜ふ。古代の器なりと云へり。平家物語に女の童の長持のふたさけたるとも見えたり」とあり。貞丈雜記に。ふたの物の事。貞順色々記に。ふたの物に錢などにて候はゝ。横に置き。扇は十文字にたてに置へしとみゆ。ふたの物とは。廣蓋の事也。廣ぶたの事。ある有識の人云。廣ぶたは元は衣筥とて。古代の器也。上古衣を納め置く箱にて。ふたも身もあり。古代は物事簡易にて。人に衣を給はる時は。直に衣筥のふたにすへて出しける也。後にはふたばかり別に作りて。ひろぶたと名付たる物也云々。」玉かつまに。廣蓋といふ物。園太暦などに見えたり。又白重の日記に。一品の禪尼の御局よりは。いときよけなるまきゑのひろぶたに。おり物のきぬ一領おきてなど見えたり。此日記は姉小路中納言基綱卿の。延德二年の御法會の事をしるされたるものなり」と見えたり。人に贈進する品物を廣蓋に載せて出し。或は賓客の脱きたる羽織袴なとを。廣蓋に入れおく事。今も尙なすことなり。

ヒヲ　氷魚は。淡水に棲める小魚なり。古昔禁中にて。氷魚を群臣に賜ふの儀あり。和訓栞云。ひを。氷魚と書り。新撰字鏡に。䱎をよみ。和名抄に。鮧を訓せり。延喜式に。山城。近江國。氷魚網代各一處。其氷魚始二九月一迄二十二月一。三十日貢レ之と見えたり。氷魚の字初學記に見えたり。王起か賦にも。感二於候一。同二上レ氷之魚一といへり。東俗はしらすともいふとそ。」今湖北より出る者は。白魚にかはらす。別種にや。」庖丁譜に。氷魚には紅葉を敷と見えたり。網代木に。「紅葉こきまぜよるひをは。錦をあらふ心地こそすれ」。公事根源云。十月一日は先御衣かへあり。掃部寮夏の御裝束を撤して。冬のにあらためかふ。天皇南殿に出御有て。節會あり。是に孟冬の旬とは申なり。二獻の後。氷魚を群臣にたまふ。蓋夏の旬にはあふきをたまふ。大かたの儀は孟夏におなし。ちか比は宜陽殿にて平座あり。賜二氷魚一儀。陪膳采女隨二天氣一。御膳の氷魚をとりて。王卿にたまふ。已上搭二取之一なり。しほをそへてたまふを。しほにさしてくふなり。」又歳時記栞草に。此氷魚といふもの。江湖の名産にて。他州になし。伊勢。江戸の江にある白魚より勝て潔白なるものなり。江州田上。及び宇治川に網代を打て。これを取る。堅田にては攩網を以て多く取れり」とあり。然れは東國には此魚なきや。考ふへし。且此魚を賜ふの儀は。今は廢れぬ。

フ之部

フ　譜。(ガクフを見よ)

フ　麩は。小麥粉を以て成るものにして。其性いと淡薄なるものなり。この物從來精進調理の尤物たり。其の種類製法は左の如し。和漢三才圖會云。本綱麪筋。以二麩與一レ麪。水中揉洗而成者。古人罕レ知。今爲二素食要物一。煑食甚良(甘凉)。解レ熱和レ中。勞熱人宜二煑食一レ之。今人多以レ油炒則性熱矣。又生嚼二白麪一成レ筋可レ粘二禽蟲一也。按麪筋今多造レ之。用二糯麩一和レ水。入二鹽少許一盛レ棚。以レ足踏柔也。數百回取二去麩皮一乃成。如レ糯硬粘。又有二以レ麪造者一。京師所レ造者最良。凡此物雖レ無レ毒性粘韌。而老人小兒無レ齒者難二嚙斷一。然則入二脾胃一消化不レ速。脾胃弱者不レ可レ食。又貿易備考に。やきふ(燒麩)は麩揰一百目に。小麥粉一百目。糯米粉五十目を混和し。之を細切し。二層釜に竝列して燒きたるものなり。其種類は觀世麩。丸麩。雛官麩等にして。其形は扇形。大角形。短册等ありといへり。

フイ　布衣。(ホイを見よ)

フイガハ　鞴。(タタラを見よ)

フイゴ　吹子。(タタラを見よ)

フイゴマツリ　吹革祭。歲時記に云ふ。十一月八日に行ひ。祭る所。智恩寺の鎭守元賀茂明神なり。或人云。三十九世滿譽和尙稻荷八幡をくはふ。ゆゑに稻荷の火燒といふなり。十一月八日鍛冶。鑄冶。石工の徒。すべて吹革をとりあつかふ家にはこの神を祭る。江戶にては。八日の未明。吹革祭を行ひ。その家より蜜柑を投うつ。群童爭ひてこれを拾ふ。每年此戲を以て家例とす。

フウジカタ　封方。(テガミを見よ)

フウゾクウタ　風俗歌は。古代國々にて唱ひし歌の總稱にして。即ち國風歌のとなり。歌舞品目にいはく。風俗と今音にて唱ふれとも。又くにわざとも訓せり。物語などには。ふぞく共唱ふ。もと諸國にて。民の口ずさみにせし歌曲どもを採擇して。大歌所よりすゝめて。公事に用ひられしとみえたり。殘夜抄に。大嘗會には和歌所にいはゐの歌をよみてたてまつりたるを。風俗所にくだして。歌のふりをつけて。其歌の聲ふりに隨て。悠記。主基の樂人。樂を作りたるにて。左右舞人舞を作るへきとかやとあり。其はしめはいかなりしや。和名抄。口遊なとに。この日

錄をあけす。拾芥抄には其曲名をあけて。この外に風俗の詞を集めたるもの相傳はれり。體源抄云。風俗事十四首。つれの事なり。但其員數さためかたし。當座のけいきをも。萬葉集の歌をも詠するなり。又ひたち歌とて。十四首の中に侍る。ことに又一の秘事のひたち歌とて侍るなり。これは一說にある歟とみえたり。又古今童蒙抄に。あふみふり。これはあふみの國より出たる曲なり。曲の字をふりとよむ。たとへは。今の世の猿樂なとにあふみぶし。やまとふしなといふかことし。毛詩には風の字に。十五國の詩あり。それを鄭風。衛風なといへり。漢朝には採詩の官をおかれて。諸國の風俗の詩をとりあつめらる。本朝の大歌所かれに准すへし。又云。しはつ山ふり。しはつ山は四極山とかく。豐後國の名所なり。これもその國の風俗なるへし。多は民の口遊よりうたひ出したるものなりと云ふを以てみるへし。古今詠歌抄には。風の字をふりと訓せり。また風俗の事を【方樂】と記したるもの。國史にみゆ。訓は。くにはさといふにや。續紀天平元年六月庚辰。薩摩隼人等貢二方物一。癸未。天皇御二大極殿閤門一。隼人等風俗歌舞。又云。天平七年秋七月己卯。大隅。薩摩二國隼人。二百九十六人。入レ朝貢二調物一。辛卯天皇御二大極殿一。大隅。薩摩二國隼人等。奏二方樂一などあり。

【風俗歌の曲名】一條天皇の御宇二十五曲を撰定せられたる由大日本史に見え。また同書に其曲名を擧けたり。曰く〇小筑波〇小淘綾〇玉垂〇鴛鴦〇志太浦〇君手〇遠方〇小車〇陸奥〇甲斐〇常陸〇筑波山〇月面〇大鳥〇縄振〇荒田〇東路〇菅蓋〇知々乏々〇我門〇伊勢人〇甲斐嶺〇鳴高〇八少女〇彼行とあり。なほ歌舞品目には〇朝倉。今神樂歌に屬す。吉水院樂書に曰。あさくらは。もと筑前の風俗なり。淸和水尾の時神樂には被レ入レ之。」〇其駒。今神樂歌に屬す。體源抄云。朝倉葛記云。其駒は。本體は風俗なり。然るを一條院のとき。朝倉。其駒は神樂の無下に。尾もなきやうなるにとて。神樂に歌へ具するなり。當時は。神樂なれとも本體は風俗と習ふなり。統秋云。昔は風俗なり。堀川院。神樂に入させ給畢と。又吉水院樂書に曰。其駒。本は催馬樂なり。延喜の御時。神樂には被レ入レ之とあり。其の時代。且つ風俗。催馬樂の說。區々なれと。風俗の說從ふへきにやとあり。其他に【足柄】といふ一種の歌曲あり。體源抄曰。今世にあしからは。誰人の歌ふらむ。目出たきものなり。宮內大輔基俊か歌ひしこそ。絕たか程の事にてはありしか。本性のあしからになりたりしなり。なまりて歌ひし。節共のおかしきなり。又云。足柄は。世人混二雜藝一たり。此事不然歟。政長朝臣家。笛譜に。以二足柄歌笛一入二風俗部一也。以レ之按レ之足柄は風俗歌と云々。郢曲抄曰。足柄は神歌にて。風俗といへとも。其しなかはる事也。するがまひ。あつま遊びなといふも是なん足柄のうちなるへし。あしから明神の神歌ゆゑに。風俗といへとも。そのおんなりとあり。其の源始は吉水院樂書に曰。なひきは。白河院の御時の者歟。足柄の明神に。うたひ玉ひけるを。なひき聞て歌ひはしむと云々。それを。またみやきふしをつくり。句をきるといへり。村上。後冷泉。一條院の御時より弘まるといへり。遙に久しく成りたりと云々。能々可レ尋也。さて。足柄は十首ありと。吉水院樂書にみえたれど。曲名をあけす。今其知るへき者を下に記さば。」△黑鳥子。足柄の歌の中に大曲といへり。郢曲抄曰。足柄大曲。黑鳥子。前張に。宮人。ゆうして也。又梁塵秘抄口傳集にも。足柄。黑鳥子。伊地古なとやうの。大曲の秘藏の歌ともは。いつれもいとかわられと。すこしは。かわれるふしもましれりとあり。其歌曲の全文はみされ共。孟津抄。桐壺の卷に。少し引川の文みえたり。△駿河國。梁塵秘抄。口傳集云。足柄二三首はかりそ。あらはれたりし。この兼雅卿。今樣合の時に。足柄のなかに。するがの國うたはれしを。おと前かむすめきゝて。これは御所よりたまはられたるとおほゆるふしのあるは。ならひまいらせたるやらむといひける。△コヒセヒ。口傳集云。五日はなの頃。江口神崎の君。みのゝくゞつあつまりて。花まいらせし事ありき。歌またありしに。延壽こひせひと申。あしからをいまだしうたはれと。今御所にならひまいらせたきを。え申いでぬとあり。【古柳】(コヤナギ)これも又風俗の中より。一體をなせしにや。拾芥雜藝の目錄にみゆ。是は風俗歌の中に。我門といへる歌の章曲に。和加々止乃也之太郎古也奈良左波禮衣々々。といへる歌二首あり。萬葉緯に曰。風俗內稱二我門一歌是乎。可レ尋といへり。けにもこの說の如くならん歟。梁塵秘抄口傳集には。舊古柳といへる名目。往々みゆ。其中の歌曲の名。一二首下にみゆ。△澤に鶴高く。梁塵秘抄口傳集に。或人。さはにつるたかくといふ。古柳といふ人しらぬ所ときく。いかゝうたへるといふを。大進延壽ともにしり侯はすと申。さいのあこ丸。是をうたへり。ある人。此古柳つれにはかわりたる處あり。ときくに。これはさもなきはいかに。四三の說に。此古柳この說にたかひて。うたはむかもちゐるへからすとこそ。申つたへたるにといへと。延壽おとゝか。うたひがらは。かろ〳〵とおほへ候を。いまたならひゐすと申に小大進あれをうけ給はらはやと申。或人ひさしくうたはて。ひか事やあらんとてうたふを。延壽これこそおとゝうたひしには。たかひ候はれと申。△下り藤。長歌より。はしめて。古柳さかりふちをうたふ。つきに十二品の心の今

樣そのゝち。婆雞林つれの今樣片下。早歌。ふしあるをつらすと。この下り藤も。又古柳の中の一首の樣に見へたり。」所詮風俗歌の種類頗る多く。或は神樂に。催馬樂に。今樣に入り。若くは是より出てゝ曲調の特殊なるものを一括して風俗歌と稱したるものゝ如し。故に之を明細に分類すると能はざるも。今傳る風俗歌譜は。いつの頃定られしものか。未だ詳ならざるも前に擧げたる二十五曲を指すなり。

フウテム　瘋癲。狂人の處刑は。中世以後の制度に就て探討するも。明文の徵すへきものあることなし。獨り德川氏の寬政百ヶ條に。狂人の處分を擧けたり。即ち爰に抄出す。云く。【亂心にて人殺の事】亂心にて人殺候共可レ爲二下手人一。然れ共亂心の證據有之上。被レ殺候者の主人並親類等下手人御免願於二申出一は。遂二吟味一可二相伺一事。但主親を爲死候は。氣違無レ紛は死罪。若自害等致候はゝ死骸取捨可申候。亂心にて火を付候者。亂氣於二不分明一は死罪。亂心無レ紛は押込置候樣親類共へ可二申付一。亂心にて其人より至而輕きものを殺候はゝ下手人に不及。但處外者を切殺候時。切捨に成候高下と可二心得一」とあり。大政維新後。新律および改定律例を施行せられ。今又刑法を頒布せらる。其改正あるごとに狂人を寬待するの條あるを見る。新律綱領人命律の條に。瘋癲殺レ人○凡瘋癲人人を殺す者は終身鎖錮。仍ほ埋葬金二十五兩を追取し。死者の家に給付す。若し二命以上を連殺する者は絞。其親屬看守嚴ならすして。他人を殺死するに致す者杖九十。」若し瘋癲を假り人を殺傷する者は。謀故殺傷に依て之を科す。」又改定律例人命律の條に。瘋癲殺人條例○第百九十二條。凡瘋癲人人を殺し埋葬金二十五圓を追する者。改て過失殺收贖例に照し。四十圓を追して死者の家に給付す。其人を傷する者は並に過失傷收贖例に照し。追して傷者に給し。醫藥の資と爲す○第百九十三條。凡瘋癲人二命以上を連殺する者は絞。改て鎖錮終身○第百九十四條。凡瘋癲人祖父母父母を殺す者は。鎖錮終身○第百九十五條。凡瘋癲人人を殺す者は鎖錮終身に處すと雖も。若し果して痊愈すれは親屬隣佑の保證を取り。懲役五年に改正し。限滿て放還す○第百九十六條。凡瘋癲人自殺を致すに。看守人失察する者は懲役二十日。若し人を傷するに至らしむる者は懲役四十日○第百九十七條。凡瘋癲人人を殺す者。孤獨貧困にして親屬の保管する者なければ。鎖錮を禁獄に換へ。埋葬金を追せす。明治十三年頒布の刑法第七十八號に。罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せさる者は其罪を論せす」とあり。以て狂人處刑の沿革を知るへし。

【瘋癲病院】瘋癲治療としては。古來神佛に參籠して加持祈禱等を與ふる等の迷信あり。維新後特に瘋癲のための病院を開き。東京府巢鴨病院をはじめ。其の他私立病院あり。しかも尙加持祈禱等今に行はる。

フウトウ　封筒。(テガミを見よ)

フウハウ　風砲。空氣をたくはへて打つ所の小銃なり。武江年表文化十四年の條に。江州坂田郡國友村鐵砲鍛冶國友藤兵衞能當と云人。蘭學の醫師山田大圓に謀り。蘭人携來る所の鐵囊中へ風を籠め。火藥火繩を用ずして。風の勢を以て放つの鐵砲に新意を加へ。工夫を凝らし。風砲又氣砲と號して。製し始む(蘭名ウィンドルカル\と云。文政のはじめより世に行はる。按るに。蘭製のものは一發なり。和製は二發三發に及ふといへり)。近年下總古河(舊土井侯藩)の人も風をこめて打つ鐵砲を工夫し。鳥などを獵せしと聞及べり。

ブガク　舞樂。專ら舞踏を主とせる音樂にて。其組織の壯大なると舖設の華麗なるとは。本邦諸音樂に冠たるものなり。さて音樂畧解に曰く。凡そ舞樂を奏する亦正略二式あり。庭上に舞臺の高さ三尺方二丈四尺なるを組み建て。上壇に敷舞臺の高四寸方一丈八尺なるを設け。平面に綠色の純子を敷き。下壇に黑塗板を敷き。朱漆の扶欄を四周し。其四隅に金の寶珠を作る。又前後兩邊二三級の階あり。階を匝らして紺地純子の幕を張り。其四隅に流蘇を垂る。之を水引と稱す(雨儀の舞樂は屋舍中に敷舞臺を設け。通常の太鼓。鉦鼓を用ゆ)。又舞臺の左右に大太鼓。大鉦鼓を具へ。其側綵綫を施したる屋舍を作り(所謂樂屋なり。ガクヤの部參看)。三管及鞨鼓。三の鼓の諸手これに居る。屋舍二字左を唐部とし。右を狛部とす。畧式は敷舞臺と稱し。厚板を以て造る所の臺を用ひ。又沙立(スナダチ)と稱し。庭上に白沙を敷き。以て舞臺に當つ。此沙立の時は。一鼓。二鼓を以て鞨鼓三の鼓に代用し。太鼓及鉦鼓は擠ふべきものを用ふ。而して伶官は大抵五十人を要すと雖も。或は之れを省減するともありと見え。これは今代の式にして。概ね宮中の宴遊に用ひらるゝ音樂なり。每年一月五日の新年宴會には。皇居豐明殿の庭上に舞臺を設けて奏するを例とす。嘗て明治二十二年の憲法發布式の時。また明治二十五年の大婚二十五年の御式の時には。正殿に於て行はせられたり。舞樂の奏樂者を管方と稱す。笙。篳篥。笛の三管に各一人の主あり。之を音頭といふ。尙又管絃舞樂と稱して。琵琶。箏をも加ふるとあり。最初先づ振鉾を奏し。天神地祇を祭る。次に唐部(左方といふ)。高麗部(右方といふ)交番に一曲を奏するを法とす。之を番舞といふ。番舞に三番(左右

各三曲なり)。五番。七番の別あり。番舞闋りて後。必ず長慶子の一曲を奏す。但し左右同時に奏す。之を退出音聲と云。歌舞音樂畧史に曰く。舞に文武の別あり。唐六典(十四)大樂令の條に。凡宮縣軒縣之作(宮縣とは天子の樂をいひ。軒縣とは太子の樂を云)。則奏二二舞一以爲二衆樂之容一。一曰文舞。二曰武舞。宮縣之舞八佾。軒縣之舞六佾。文舞之制。左執レ籥右執レ翟二人執レ纛以引レ之。武舞之制。左執レ干右執レ戚二人執レ旌居レ前二人執二鼗鼓一。二人執レ鐸。四人持二金錞一。二人執レ鐃以次レ之。二人執レ相在レ左。二人執レ雅左右(此他文獻通考の類の書に。文武舞の事を逃たる異同あり)。とあるは。殊更に文武の舞を設たるなり。本邦樂家の說に。皇帝破陣樂。秦王破陣樂。散手破陣樂。倍臚破陣樂。武將太平樂等を武舞とし。皇麞。春鶯囀。玉樹。桃李花。喜春樂。萬歲樂等を文舞とする由みえたれど。職員令雅樂寮條。文武雅曲正儛とある。義解に。謂無二干戈一者曰レ文。有二干戈一者曰レ武といへば。干戈なき舞を凡て文舞といふへし。童舞とて必童子を用る舞あり。迦陵頻。胡蝶。五常樂。皇麞の類なり。又賀殿。萬歲樂。輪臺。還城樂。陵王。納蘇利。拔頭。散手等にも或は童を用ゐて舞はしむる事あり。古へは菩薩。五常樂。甘州。柳花苑。採桑老。輪臺。其他十一曲の舞に。詠とて詩の如く又佛語の如き詞を。舞人の誦する事あり(源氏物語紅葉賀卷に。源氏の君青海波を舞ひて。詠を誦する旨みゆ。當時のさまみるへし)。又納陵王。安摩二舞。還城樂等には囀と云ひ。振舞には鎮詞。又壽文といふ。さて後世竝に斷絕せり。其詠囀壽文の文詞は。教訓抄。體源抄。樂家錄等に載たり。さてまた大日本史には。凡舞樂有二武舞一。有二文舞一。有二童舞一。有二女舞一(中畧)。春鶯囀。玉樹。桃李花。喜春。萬歲。皇帝。萬秋諸曲。皆女舞也。又有レ稱二走物者一。謂舞有二走趨之狀一。若二散手。陵王。拔頭。還城。歸德。納曾利諸曲一是也。凡舞用二常裝束一者。皆謂二之平舞一。凡舞分二左右一奏レ之。自二大神公持一定レ之云。左爲二唐樂一。曰本歌。曰左舞。右爲二高麗樂一。曰末歌。曰右舞。左右作レ對。名曰二番舞一。左方先奏。而右方從レ之。稱二答舞一。皆有二程式一。秩然不レ亂矣(中畧)。凡舞人袒者。左舞左袒。右舞右袒。其曲終レ舞者。手舞足踏而入。名曰二入合一。又號二入綾一。各有二定式一云と見えたり。

さてまた舞樂の【進退敍立】のをは載せて歌舞品目にあり。曰く○行立。樂屋を出て舞臺に行進して。其序立の所に至るの名ときこゆ。續教訓抄。行立の樣。橫さまには。一の辻を西まて次第に。下臈に立也。又我立所に。行立すれは。右足を踏出て。右足を始めのことく延立て。落居て右手より。一つゝ。前に下て右足より。退き立つなり。」○出立。上と同しきにや。南宮橫笛譜云。青海波垣代儛次。儛人出立出可吹二反。」○向立。續教訓抄。向立舞。大體同體なれとも。上手は。右に廻向ひあひ。下手は。左に廻て向合ふ也。按するに。今向舞(ムキマヒ)と稱す。」○平立(ヒラタチ)。一行に橫さまに。相竝ふなり。又二行の平立もあり。所謂佾なり。教訓抄。玉樹條云。平立舞也。注云。以二竝立一爲二平立一。續教訓抄。常樂會兩儀のとき。堂前にて舞あり。のきにて。平立に舞なり。」○佾舞。雜秘列錄玉樹條云。つらのまひといひて。かすあまたゝちてまう。まひは。舞臺の左右にたちむかひてこそまうに。これは兩方にきたむきに。よこさまに。八人たちて。八反をまうなり。」○八佾舞。字典に。佾音逸。舞行列也。行教人數縱橫皆同。曰佾といへり。古へは漢土にも。天子は八佾。諸侯は六佾と云ふ制度あり。本邦往古には。其例を用ひられしや。皇極天皇記に。蘇我大臣蝦夷か。葛城の高宮に。王祖の廟を立てゝ。八佾の儛を爲すと云事みえたり。これは。蝦夷の驕奢をそしりたるとにて。彼季氏か八佾舞二于庭一と。同日の論といふへし。」○中高。按するに。平立の時中央を一者とし。次第兩端を下臈とする。序立の名也。續教訓抄。平立の儛又同事なり。玉揃を以て。本とす。但二の說あり。中央を以て上とす。これを以て本とす。一には左右の端を以て。上とす。これ次の說なり。又云。常樂會兩儀のとき。堂前にて舞あり。のきにて。平立に舞レ之。中高なり。たとへ他所なりとて。或は堂のゝき。或は幄のゝき。樂屋のゝき等にて。舞はむときは。皆ひらたつへきなり。所のやうにしたかひて。中高か端し上臈かのやうをは。さたむへし。」○端上臈。兩端を。一者。二者として。次第に。中を以て。下とするならひ方なり。」○二竝平立。續教訓抄。內教坊の舞姬十二人立三二竝二平立なり。」○三竝。同上相撲節十六人。四竝爾立天舞。十二人のときは。三竝に立なり。右舞は。十一人十人なと立とも。二行に立て。三竝立つとはなきなり。」○四竝。見レ上。」○五人立。續教訓抄を按するに。一者二者とならひ立。又三者四者とならひ。五者は其後の中程に立つなり。乃七人。九人。十一人等。如レ此立へきとみえたり。」○十二人三行立。教訓抄に。一者。二者。三者と。相ならひ。又四者。五者。六者相竝ひ。次に七者。八者。九者とならひ。番長二人の中に。十者を相竝へたり。舞人十二人相撲節。旬節會如レ此立。治曆三年三月二十五日。興福寺供養。萬歲樂三行十二人立。但番長はなしとみへたり。」○庭立。舞臺を設けすして。庭上にて舞て。奏する也。」○垣代(カイシロ)。青海波の舞のとき。庭上に立ならふ人を云。源氏紅葉賀。河海抄。立そひなり。類字抄。垣代踏歌の時。裝束をあらたむるを。見かくさんため。鳥かぶとをきて。舞臺の廻に立なり。四十人の。かいしろとあり。仁智要錄。舞人四十人の內。有二序二人。破二人。

垣代三十六人。今序四人。破二人。垣代三十四人也。按するに此垣代に立つ人は。左右近衞官人。或は瀧口。院北面。或は所衆までも用らるゝとなり。悉しき作法は仁智要錄。類箏治要。教訓抄等を考ふへし。」〇參入。源氏關屋卷ニ。せちのまいれるぎしきは云々。花鳥餘情。十一月中丑日。舞妓參入。或曉參。則有帳臺座御。」〇上手。〇下手。續教訓抄。青海波は上手は。男波にかたとり。下手をは女波に擬す。されは上手はあらく寄れは。下手はしつかに。ひくて舞なり。又云向立舞大旨同樣なれとも。上手は右に廻向ひあひ。下手は左廻て向合ふなり。平立の舞又同事なり。」〇前頭。〇後頭。同上。或人云く。左舞人の出る事は。近來其作法失墜。前頭出て。二拍子。三拍子を立て後頭を伎呂之後。俱引天歩舞之落居るより。笛の調子は。吹止天去けれ。近來後頭を不レ待。先頭か昇り究ぬれは。後頭か昇究るとき。吹止首尾不レ叶なり。」〇一臈。〇二臈。古るく一者。二者と云もの。今一臈。二臈と稱す。舞の前列にたつ。第一之上首を一臈とし第二を二臈とす。三四或は五六とも。皆其年臈位次によりて。定むるなり。又上臈といひ下臈とも云ふなり。」〇後參。後參を取ると云は。左舞の大曲に對するときになすをなり。體源抄。引二絲管要抄一曰。新鳥蘇條。次樂不レ止。舞人降二舞臺一。入二樂屋一。注。下手入畢。上手尙留二舞臺上一。有二入舞一。此間。下手取二蘇利古一出向。予レ時上手。降二舞臺一入二樂屋一。下手昇二舞臺一。畢舞。阿也取持時樂止。卽降二舞臺一退時。無レ樂とみえたり。是によれは。古くは後參とはいはす。たゝ蘇利古を取ると云とみえたり。古鳥蘇の條にも。絲竹要抄には。取二蘇利古一儀。一如二新鳥蘇一とみえたり。蘇利古は。舞器の名なり」とあり。なほまた舞樂の時に祿を賜ふの例あり。歌舞品目に曰く。榮爵。舞人等の勸賞に。一階を賜はるを樂所補任に榮爵と記せり。樂所補任。保延元年乙卯右近將監忠方。注五位正月四日。朝覲行幸榮爵胡飲酒云々。又云。左近將監光則。注五位正月四日朝覲行幸。榮爵散手。二月二十七日。一現春日御幸。榮爵賀殿。去寬治六年。白河院御幸例也。年六十七とみえたり。古今著聞集。保延元年正月四日。朝覲行幸に。多忠方。胡飲酒を。つかうまつりけるに。此そたひ／＼御覽せられつるに。此度ことにすくれたるよし。おほやけわたくしさたありけり。右大臣勅を承りて。一階をたまふよし。仰下されけれは。忠方再拜して。舞て入けり。かゝる程に忠方古右舞人たりといへとも。左舞奏して勸賞をかうふる」とみえたり。また親王童舞賜二半臂一をあり。古今著聞集。延喜四年十月。大井河に行幸有けるに。雅朝親王御舟にて。棹をとゝめて萬歲樂を舞ひける。七歲の御齡にて。曲節にあやまりなかりけり。ありかたきためし也。叡感にたへす。御半臂を給はせければ。親王。續て拜舞したまひける。此日勅有て帶劔をゆるし給ひ。天暦の聖主。童親王の御時の例とそ沙汰有ける。」〇上達部童舞賜レ祿。古今著聞集。康保三年十月七日。舞御覽有けるに野宮右大臣。童にておはしけるに。天冠をして納蘇利を仕まつり給ひける。舞おはりて御倚子のもとにめして。御衵子を給はせければ。左大臣清愼公。かしこまり悅び給ひて。たちてまひ給ひけり。拜舞はかりなり。ゆへありけるにや。又云。長治二年正月五日朝覲行幸仕ける。胡飲酒中院右大臣童舞給けり。右衞門督右大臣宗忠。宰相中將忠教。絲竹にたへたるによりて。樂屋の前に座を敷て着座せられけり。舞いまたおはらさりけるに法皇の召によりて。胡飲酒の童參りけり。靴をぬかせ御前簀子かけれは。主上紅の御衵を賜けり。一家の人々みな下殿せられけるゆゝ敷ぞ見へ侍りける。御遊に忠教卿笛をふかれけるを。主上とゝめおはしまして。みつからふかせ給ひけり。胡飲酒のわらはは。笛をふき給けり。めつらしくやさしくそ侍りける。」〇匹絹。源氏胡蝶類字抄。腰差匹絹とて舞人の腰にさす也。江次第加茂臨時祭條。此間藏司官人取レ祿着腰。次侍臣。賜二使已下錄歌舞人掛一領一。次賜二召人祿一(各匹絹)とみえたり。そのかみは舞人にかさらす。腰差を賜はりしにや。枕草紙に雪山を作る條に。つくりはてつれは。みやつかめして。きぬ二ゆひ。とうせえんになけ出るを。一つゝとりによりて。おかみつゝ。こしにさして。みなまかせぬと見えたり。」〇纒頭。かつけ物を。纒頭と稱するを。江次第等に。まゝみへたり。俗にいふ。引出物のことなり。」〇舞祿。桃花蘂葉舞祿掛。於二他舞一者。雖レ懸レ於二左肩一。於二胡飲酒一者。懸二右肩一也。是左手取レ撥之故なり」と見えたり。

フカヒレ

鱶鰭は。支那人の嗜食するものにて。古來我國貿易品の一也。陸中盛岡にてはサメヅカと稱し。酢に和して食へり。明和二酉年七月御達。於長崎。唐船へ相渡候鱶鰭之儀。前々より諸國浦々にても相稼。長崎俵物請方之もの。買取來候由に候得共。是迄鱶鰭不仕馴浦方も有之。出方少く候由。前々稼來候浦方は不及申。鱶獵不仕馴浦々は。鱶獵仕馴候近浦々聞合。出方相增候樣無油斷可相稼候。尤長崎俵物請負人共。手先之もの於國々申請可買取間。直段等は浦方之相對次第たるへく候。尤御料所にて是迄運上相納來候浦々之儀は格別。此度鱶獵新規稼方勤候浦々之分は。當分運上之不及沙汰候間。鱶獵有之樣可致候。且先達而も相觸候。煎海鼠干鮑段々出方相增候得共。是又隨分出精いたし。彌々相增候儀。專一に可致候。右之趣。浦方有之國々へ。御料は御代官。私領は地頭より可相觸候(憲法部類)とあ

り。今に輸出重要の一に居る。

フカムデムデム 不堪佃田。(クワウソムデムを見よ)

ブキ 武器は。弓。矢。刀。槍。旌旗。鐘鼓より銃砲。甲冑等に至る迄。其種類多し。刀劍。弓矢。銃砲。甲冑。旗鼓。飄石(フリツンバイ)等各條の下々に記したるも。武器に關し。諸書に散見する者を揭ぐ。和漢名數に六具を列記し。【鎧六具】は甲。冑。頰當。銲。佩楯。脚當。一說に冑。甲。銲。半首。臑當。佩楯とし。【身堅六具】は鉢卷。忍緖。上帶。繰紋緖。扣緖。腰當緖とし。【大將六具】は鎧。太刀。采幣。鞭。團扇。扇とし。【備六具】は纛。旗。牀几。楯。貝。太鼓とす。令義解に曰く。凡私家不レ得レ有二鼓鉦弩矛矟具裝大角小角及軍幡一(謂鼓者皮鼓也。鉦者金鼓也。所三以靜二喧也。矛者二丈矛也。矟者丈二尺矛也。具裝者馬甲也。幡者旌旗總名也。將軍所レ載曰二纛幡一。隊長所レ載曰二隊幡一。兵士所レ載曰二軍幡一也)。唯樂鼓不レ在二禁限一とあり。是より先天武十四年十一月丙午詔二四方國一曰。大角。小角。鼓吹。幡旗。及。弩抛之類。不レ應レ存二私家一。咸收二于郡家一と云へり。皇朝事苑に云く。推古帝十一年豐聰太子始作二大楯及靫一。又繪二于旗幟一。

【金鼓類】本朝軍器考に云く。古の制大に戰ふ時は鼓をうちて進み。金をうちて退く(司馬法に)。凡旌旗。金鼓は。大將の司る所にして。其要は。耳目を一つにするにありと見えたれ。我國のむかしも。又かくぞあるべき。神功皇后の新羅を伐せ給し時。金鼓節なく。旌旗錯ひ亂れなば。士卒整らじと。令し給しなど。日本書紀には見えけり。軍防令を見るに。凡軍團には(團とは。聚也。軍士相聚る所をいふ)。各々鼓二面。大角二口。少角四口を置き。兵士を通じ用ひて(鼓と角とを通じ用ゆる也。角の事は。下に見えたり)。番を分て。教習はしめられき。又鼓鉦といふ事のあるを。義解には。鼓は皮鼓也。鉦は金鼓也。以て喧しきを靜むる所也とは注せり。但し我國にして。此等の物を戰陣に用ひられし事の始は。いまた見る所あらず。神功皇后の紀に。此物すでに見えしかば。其因來る所猶ぞ久しかるべき。其後齊明天皇の紀に。蝦夷の酋長沙尼具那馬武等に。旗各々二十頭。鼓各々二面を賜ひし事も見えけり。又凡朝廷に大禮行はれて。階下に陣を張らるゝ時も。必ず鼓鉦を設らるゝ事とぞ見えし。しかるに。戰陣に大鼓用ゆる事は。源判官義經より始れる也。其事は。源平盛衰記に詳也など。世にはいふ事ある歟。大にあやまれる事にや。彼記に見えし所は。壽永三年正月鎌倉殿木曾義仲をうたれし時。九郎御曹司は宇治の手にむかはる。みかたの大勢。おもひ〳〵にどゞめきて。下知し給ふやうの聞えざりければ。平等院の御堂より。大鼓取寄て。やぐらの下にてうつ。何事ならんと。鳴をしづめし由。しるせり。同記の中に。木曾殿北國の合戰の時。大鼓。法螺貝。千ばかり。籠られしなど云事も見えたり。此事宇治の合戰より猶さきの事にてある也。凡そ戰陣に用ふべき鼓の制。山重れると。海濶きと。地の形勢によりて。其用意ある事也といふ。心得べき事也」とあり。洋々社談二十八號(明治十年三月)に那珂通高の【豐臣氏民間の兵器を收むる告諭一篇】に曰く。是書舊幕臣阿部正誠の家に存す。正誠か七世の祖正之を四郎五郎と稱す。當時の所謂白爾黨の一人也。其妻加藤氏は主計頭淸正の嗣忠廣の女たり。忠廣罪を得るに及ひて加藤氏紀州に配せらる。後正之に嫁す故に豐公より淸正父子に賜ひし書多し。是も亦其の一にして。表に草字を以て主計頭殿の四字を書し。月日の下に一大朱章を押す。史乘未必しも是の書を載せたる者無くはあらざるべしとて其條々を揭けたり。云く。一諸國百姓等。刀わきさし。弓。やり。てつほう。其外武具のたぐひ所持候事堅令二停止一候。其仔細者不レ入道具相たくはへ。年貢所當を難澁せしめ。一揆を企。自然給人に對し。非儀の働をなす族勿論。御成敗あるへし。然者其所の田畠令二不作一。知行ついゑに成候間。其國主給人代官等として。右武具悉取あつめ可レ致二進上一事。」一右取をかるへき刀。わきさし。ついゑにさせらるべき儀にあらす。今度大佛建立候釘かすかいに被二仰付一へし。然は今世は不レ及レ申。來世迄も百姓相たすかる儀に候事。」一百姓は農具さへもち。耕作を專に仕候へは。子々孫々まで長久に候。百姓御あはれみを以。如レ此被二仰出一候。是國土安全萬民快樂の基也。異國にては唐堯のそのかみ天下を令二鎭撫一。寶劔利刀を農器に用候も。本朝にてはためしあるへからす。此旨を守り。善其の趣を存知。百姓は農業を精に入へき事。右道具急度致進上不可油斷候也。天正十六年七月日印とあり。德川氏の時。猶百姓町人の兵器を多く蓄ふるを禁じ。又許可を受けさる平民の二刀を帶するを禁じ(タウケムの條にあり)。銃を藏する者は許可を請はしむ(ジウハウ。カリの條にあり)。又武家の行列に武器を持たさるに。身分によりて制限あると青標紙に見えたり(ナギナタ。ヤリ。カサ。ヘイセイの條兵裝の項及ギヤウレツ等參看すべし)。

フキダマ 硝子玉。工藝志料に。硝子は石を碎きて粉末と爲し。法に從て練て造る。是を布幾多廝といふ。本邦に於て硝子玉を造りしこと。其の始詳ならず。奈良の東大寺の寶庫に藏する所の者數種あり。今尙存す。聖武天皇の御宇盛に硝子玉を作りしこと。以て見るべきなり。是れより先數百年前の者も亦罕に存する者あり。多くは古墳の中より出づ。聖武天皇より數百年前に玉工旣に之を製作せしこと

も。亦以て見るべきなり。其の色は靑あり。黃あり赤あり。白あり碧色あり（碧琉璃といふ）。紫色あり（紫琉璃といふ）。紺色（琉璃といふ）ありて一ならず。出雲の意宇郡の神戶の玉工（意宇郡の玉工は玉作氏なり）能く硝子玉を作る。出雲の國司每歲これを獻ず。是を御富岐玉といふ。旣にして又作物所に於ても亦これを造る（作物所は朝庭に用ひる所の諸器物を製造する塲なり）。今諸神社の寶庫に藏する所の者。及古墳の中より出づる所の者は。多は出雲及び京師の玉工の製せし所の者ならん。往古に硝子を鎔し、器も亦今尙存する者あり〇延喜五年醍醐天皇制して。出雲の國司の獻ずる所の御富岐玉は。每歲六十連と定む（御富岐玉は五色なるべし）。當時進獻する所の玉は。仍出雲國の意宇郡の玉工の作る所の者なり〇承平。天慶の亂を經て出雲の國司の硝子玉を進獻すること漸廢す。故に其の製法を失ふ。而して後作物所に於ても硝子玉を作らず。亦其の製法を失ふ（硝子の製法を失ひし歲月詳ならず。近衞天皇の久安二年。左衞門權佐某。料に用ひる所の器物に靑瑠璃及黃瑠璃を嵌せり。又文治五年。佛工運慶陸奥の平泉寺の丈六の藥師佛。及丈六の十二神將の像を造り。玉を以て眼に嵌せり。此の玉恐らくは硝子玉なるべし。當時用ひる所の硝子玉は。本邦に於て製出する所の者歟。外邦舶來の者なる歟未詳ならず）。〇元龜元年。肥前の長崎の地頭大村理專。南蠻人の乞ふ所に從て。貿易塲を其港內に開く。此の際南蠻の玉工來りて硝子を造り。且其の法を傳ふ。本邦に於て硝子を製すること復此に起る。是より後。長崎の工人硝子を以て玉及諸器物を作て。以て業と爲す〇寬永年間支那の工人長崎に來て。支那樣の硝子の巧を傳ふ。是に於て。長崎の工人或は南蠻法に從ふ者あり。或は支那法。南蠻法と支那法とを混淆して傳ふる者あり。旣にして京師及大阪。江戶の玉工も亦硝子玉を造る。長崎の巧を傳ふるなり。而して後京師。大阪。江戶の工人竝に鬭を構へて之を鬻ぐに至る。是を多磨也といふ。而して後工業歲月に進み。瑠璃玉。碧瑠璃玉。がんぎ玉。とんぼう玉。筋玉。印花玉。絲屑玉。金水精玉。七寶玉等の舶來の者を樣と爲し。以てこれを摸造するに至る。但がんぎ玉及とんぼう玉を摸造することは。其の始め大阪の工人某の發明する所に出づるなり。長崎。京師。大阪。東京の工人並に業を傳へて今に至る」といへり（ガラス參看）。

ブギヤウ 奉行とは。猶長官と云ふか如し。將軍の命を奉じて之を行ふの意なり。足利氏の頃より此の職名あり。其種類はクヮムセイの部に擧ぐ。

フグ 河豚。俗に鰒の字を書けども。是アハビの字なり。本邦產するところの河豚大凡十六種とす。東京近海に多きものは六種あり。（一）眞フグ。（二）ショウサイ。（三）アカメフグ。（四）トラフグ。（五）ゴマフグ。（六）和名未詳（洋名テトロドン、カリオトン、ジヤポニカム）とす。河豚は有毒なり。本草綱目に肝及子有二大毒一。又た和漢三才圖會に。腸胃後傍大骨。有下如二胡蝶形一者上。靑白色。投レ水如レ動。此物有二大毒一殺レ人（猫犬亦食レ之乍死）とあり。醫學部の試驗には其中に見る所の胡蝶形のものは即該魚の寄生物にして。學名をエイガーと稱する蝦蟹類の一種なり。また毒あるを見ず。但しエイガーの卵の成熟には毒あるも計りがたし。其の肝臟に毒ありといふか如きも同部試驗上には採用されず。明治七年五月試に犬を絕食せしむる數日にして。之に河豚の卵巢及肝臟を與へしに忽ち煩悶嘔吐す。又少焉にして再び之を食ひ忽にして之を逆吐すること數次。後遂に之を嚥下するも復嘔吐するなく生命を全ふせり。明治十五年六月二十四日再試驗にも嘔吐甚しく疲勞したるも異條なし。卵を取りて擣末濾過し。其液に同量の蒸溜水を交へ。其三匁を犬の皮下に注射せしに四十分時間にして倒死せり。以て卵の有毒を證す。鰒の毒は調理の際この卵液を混ずるに基因すべし。卵の成熟時期は地方に由り多少差等あり。東京近海產の河豚は五月に多けれと。全國の比例を推すに四月を熟卵の期とす。中毒者の多きまたこの月とす。內務省衞生局の報告に據るに左の如し。

自明治十二年二月至十五年八月河豚中毒

一月	二名	五月	六名	九月	八名
二	八名	六月	三名	十月	五名
三月	七名	七月	六名	十一月	なし
四月	二十四名	八月	二名	十二月	五名

德川幕府の時は衞生上より飲食注意の點は甚だ薄かりし世なれとも。河豚の毒に罹るもの多きを憂へて舊名古屋藩にて左の法令あり。「一河豚魚捕來賣捌候漁師。買取賣捌候者。賣買請給候者は押込五日。一右魚貰ひ請給候者は押込三日。」明治以後また府縣に依りて違警罪に之を規定したる地方あり。歲時記に曰ふ。河豚魚（河豚汁。腹立鱵。西施乳）。古方選注に豚は猪の小き者。其性よく嗔る故に慣豚の稱あり。魚中鯸鮐またよく嗔る。故に河豚の稱あり。北山經。其腹腴を重じ。呼て西施乳とす。」陶覽云。河豚魚小也といへども。獺及び大魚敢て啖はず。惟人に毒するのみにあらず。又よく物を毒す。煮るときは煤烙。中に落る事を忌む。肝及び子に大毒あり。食ふべからず。滑稽雜談和產に。腹立鱵とて。河豚に似

て小さき魚あり。味ひ劣る。是れを地に投。又は木の枝を以て動す時は。魚腹を立て。鞠の如くにふくるゝなり。これ本草に云。鯛魚腹脹大圓緊にして泡の如しといへる是れならん。難波の浦。又堺の浦などにまゝ侍るとなん。河豚の類ならん。冬季に用ふべきか。梅園日記に曰ふ。秉穗錄云。石林詩話に。河豚方出時。一尾直千錢。然不二多得一。非二富人大賈一預以レ金啗二漁人一未レ易レ致。二月後。日益多一尾纔百錢耳と。今江戸にてかつをを買ふと同し。松陰快談云。東都人嗜二松魚一。其出在二春末夏初一。始出一尾直萬錢。都人爭買レ之。中下之戸。最先食レ之。以二晚食一爲レ恥。傾レ嚢典レ衣。惟恐レ不レ得也。至二四五月之際一。出益多。一尾纔百錢耳。石林詩話曰。云々。是彼此相似者。河豚有レ毒。往々殺レ人。松魚亦有二微毒一。其不レ鮮者。能中二傷人一。鮮者亦不レ宜二多食一也。」按するに。爾雅翼に。鯢。今之河豚。其出有レ時。率以二冬至後一來。每三頭相從。號爲二一部一。諺云。得二一部一典二一袴一。言烹和所レ用多也とあるも。亦快談の典レ衣といへるに似たり。又江戸の卑賤の者。河豚を鐵砲といふは。あたれば即命を失ふとの意なるべし。是れも似たることあり。梅堯臣の宛陵集に。范饒州。座中客。語レ食二河豚魚一詩に。庖煎苟失レ所。入レ喉爲二鏌鎁一。とあり。鏌鎁は古の劍の名なり。【干鰒】和漢三才圖會曰。名護屋鯸也。背黃赤有二白點一。無二棘口鬚一。腹白味不レ美惟剝レ皮乾レ之。名二皮鯸（ヒフク）一。夏月爲レ膾食レ之。九月至二二月一出。冬月最賞レ之。故夏以二皮鯸一代レ之。又皮肉共乾レ之爲レ脯。是亦曰二干河豚一關東端午必爲二節物一とあり。

ブグ　武具。（ブキを見よ）

フクサ　服紗と云ふ語に二義あり。一は茶に用ふる手帕を云ひ。轉じて風呂敷となす。一は略式なる衣帛の地を指し。轉じて總て略式の事を云ふ。貞丈雜記に云く。ふくさと云詞。古はなき詞也。今はふくさと云事多し。ふくさ小袖（のしめに對して云）。ふくさ料理（七五三の膳部なとに對して云）。ふくさ吸物（鯉のあつ物に對して云）。ふくさ帶（下げ帶に對して云）。ふくさみそ（みそをすらぬを云也。すりたるみそに對して云）。ふくさ物（包絹の事を云。昔はきぬに包むなどゝ云。又ひらつゝみなどゝ云也。ふくさ物と云も。おりものゝ袋などに對して云ふ詞也。ふくさと計も云）。是れ等の詞。皆本式にあらざる物には。ふくさと云事を付ていふなり。これらは皆今世の詞也。むかしはなし（但たま〳〵はあるか。但近き昔の詞也）とあり。和漢三才圖會に云く。手帕（フクサ）。服茶。俗服紗。按。手帕拭二茶湯諸器一。又啜時被レ掌。持二熱甌一。用二紫光絹（ハブタヘ）一袷縫。大抵方八寸。橫少短。洛湯驪瀨氏之手帕得レ名と云へり。今世人に物を贈るに。重箱の上に袱紗を掛く。正式は表に紋を付け。又は總紋樣の縮緬絹などを用ひ。裏は無地の絹なり。而して不幸の時に用ふるものには表裏とも白又は淡青などの無地なり。是にて物を包みて贈る事もありしを。其の然らざる時にも懷中物など常に之に包みて所持する人多くなりて。風呂敷と同じ用をなす。今は絹布なるを袱紗と云ひ。綿布なるを風呂敷と云ひて區別せり。

フクジユサウ　福壽草。時事新報（三十四年一月六日）。理學博士伊藤篤太郎の說に曰ふ。【名稱】福壽草はまた元日草（大和本草及び信州木曾方言）。ツイタチサウ。元旦ゲ。サイタンゲ。志賀ギク。フクジンサウ（伊勢坂本）。福トク草。フクヅクサウ。フクヅクサといひ。又早春先づ開くの意にてマンサク（陸中）といひ。雪の內より花を開くを以て。ユキワリサウ又ユキノシタ（信濃）といひ。駿州富士山に能く產する故に。富士菊とも呼び。飛驒にてはタケレンゲと謂ひ。北海道にてはシユクドといふ。其他異名多し。又此草の漢名として從來我邦本草家の充てたる諸名は側金盞花（桂海虞衡志）。獻歲菊（臺灣府志）。歲菊（漳州府志）。長春花（事物紺珠）。雪蓮（西域見聞錄）。報春花（淸俗）等なりしに却說福壽草は植物學上毛茛科に屬し。牡丹芍藥と類を同くし。其花は外觀恰も菊花に似たれども。一輪の菊花は數多の小花を聚合せる一花團にして實は一花にあらず。然るに一輪の福壽草花は眞の一花にして集合物にあらず。故に先づ其花の組立に於て兩者の間に大なる相違あり。福壽草は菊の種類。即ち植物學にて菊科と稱するものとは全く別物にして。志賀菊。富士菊の和名あり。歲菊。獻歲菊の漢名あれども是等の名稱は單に其外形を見て呼べるまでにして。決して其の種類を同うするものにあらざれば。世人は須く其根本的區別あるを忘るべからず。又福壽草の花は朝に開きて夕に闔ぢ。且つ常に太陽のある方に向ひ。其の狀恰も金盞を側つるが如しと雖も。菊の花は一度開けば復た闔づる事なし。而して福壽草は寒中群芳の先驅となりて其花を開くにより。夜間の寒氣霜雪の傷害を怖れて固く花唇を結ぶ。是れ蓋し纖弱なる心蘂を保護せんが爲めなるべし。【福壽草の產地】福壽草の產地は北の方西比利亞に始まり。樺太。北海道より本島に至り。西國。九州に達す。北海道に於ては平地と雖も多く之を產し。本道にありては殊に東北部に多くして。西南諸國に於ては深山幽谷に生ず。更に之を詳述すれば陸奧。陸中。羽前。磐城より信濃。甲斐に渡りて繁殖し。東京近傍に於ては武州青梅。秩父を始め常陸。相模の山中に產す。富士山中にも亦多しと云ふ。夫れより美濃。飛驒。近江伊吹山より伊勢坂本山。經ケ峰。大和。紀伊の山中を經て四

國にも產し。北は山陽道に擴がり。更に九州に至れば豐後。肥後。薩摩諸國の深山幽谷に生ずるを見る。是れ我國に於ける福壽草の地理學的分布の一斑にして。其他千島には一種かたおうさうと呼べるものを產するも。他の地方には未だ之を見たるものあるを聞かず。【福壽草の形狀及び性質】福壽草は多年生草本にして臘月より苗を生じ。立春に先つこと十日前後にして花を開き。十餘日を經て褪せ春の末に至りて苗枯る。莖は高さ五六寸より尺餘に及び。而して枝を分ちて每項花を着く。葉は三出若しくは羽狀の複葉にして頗る胡蘿蔔葉に似たり。味苦し。根際の數葉は變形にして鱗となり。以て若葉及び蕾を蔽ふ。東京近國に於ては野生のものは立春後より葉の生長を竢たずして花を開き。二月中旬頃盛なれども。地方によりて花季に早晩の差あり。花は直徑一寸許紫褐色の蕚五片あり。花瓣は蕚より肥大にして十三五瓣を常とす。又之より多きも少なからず。開花の始めは淡黃に綠を帶び。後ち光滑にして美麗なる黃金色に變ず。每瓣縱に細き筆もて彩色したるが如き綠線ありて最も欣賞に堪へたり。花戶に培養するものは形色種々あれども。蓋し皆園藝的變種なり。【福壽草の園藝的品類】福壽草は多年世人の愛玩する所にして。從つて種々の園藝的品類を出せり。殊に文化。天保より嘉永年間にかけて。此の花を弄する事流行し珍奇の品類を出す事亦尠なからず。白花あり。紅花あり。淡紅花あり。淡綠花あり。あさぎと呼ぶ。初め白くして後ち淡黃に變ずるあり。大輪あり。重瓣あり。千葉のものを菊咲と云ひ。萬重にして心なきをふきつめと云ふ。瓣頂細く鈌裂するものあり。撫子咲と云ふ。石竹咲あり。二段咲あり。三段咲あり。共に弄花家の殊に欣賞する所とす。福壽草圖譜と題する寫本には着色圖二十一品を揭げたり。先年余が歐洲に遊ぶや。此書を有名なる英國キウ植物園に携へ行きて。專門學者に示したるに。皆此書の圖を見て珍奇の品類なりといひ。日本園藝術の進步を賞讃せり。殊に東洋植物に精通せりと稱せらるゝヘムズレーは此書を詳細に解說して。之を倫敦發行の園藝雜誌に登載したる事あり。今參考の爲め同書に收載せらるゝ品類を左に擧ぐべし。一。側金盞。一名獻歲菊。和名福壽草又雪わり(同名あり)。單瓣にして大なり。蕾の時外紫色上品とす。武州青梅鄕の產(內山云。武州青梅在下村フタマトウ村。此所より多く造り出す。花至て大輪。東京にて多く用ふ。上品なり。二。千瓣の福壽草。花肆呼で菊咲と云ふ花菊の如く緊密にして深黃色。心綠色なり。莖至て瘦せて細く葉は長く深綠なり。一名菊咲とも云ふ(內山云。長島福壽草と云ふ至て奧咲葉香多く花枝數多く產地未詳)。三。側金盞紅色者。俗に本紅と稱す(內山云。武州秩父山奧より出づ。獵師見付出す今秩父紅と云ふ)。錦窠翁曰く秩父は紅色よし。四。淡黃色の者(靑山邊酒依氏より出づ酒依紅と云ふ。至て上品なり葉は紅を帶ぶ)。五。奧州南部產花深黃色大瓣にして。外紫色葉も常より太く莖淡紫色なり(北海道より出づ。尤も蝦夷地に多し花至て大輪大草なり)。六。白色なる者(俗に雪白と稱する者秩父より出づ。羽二重白と云ふ)。七。白色小輪なる者(是は武州北澤村の車屋某方より出づ世上車屋白と名く。至て小草なれ共白上なり)。八。三段咲。奇品黃菊の如し(三段咲信州諏訪郡產文政年間出づ。巢鴨植木屋松村半平方へ初めて參り。松本出松村と申故松葉重と名つく。即ち三段咲なり。三段咲變り。本所請地山田屋と申す好者より出す實生なり。今山田屋段咲と云ふ。九。二段咲。十。大輪紅樺咲(靑梅より出づ。靑梅紅と云ふ又送り紅と云ふものあり)。十一。小輪樺咲(地名分らず大和紅と云ふ)。十二。なでしこ咲(秩父より出づ。大內撫子と云ふ)。十三。小輪撫子咲(信州の草也。撫子咲は外より種類多く出づ。靑軸新坂撫子。イギリス撫子咲あり)。十四。秩父產(武州秩父山中の產なり。形小にして矮短。苞綠色を帶び花淡綠中品なり)。十五。淡綠色淺黃咲(淺黃咲より實生種々出づ。武田に一種あり)。十六。小輪淺黃咲(淺黃白と世上申す品なり出分らず)。十七。會津產。會津磐梯山中自然生の品なり。花小にして葉莖共に綠色花も少なし。綠を帶ぶ(會津產なり俗に會津本草と云ふ)。十八。相模產。相州丹澤深山の產なり。莟も綠色苞は瘦せたり(相州より出づ相模紅と云ふものあり。然ども此の品は相模黃なり丹澤より出る者)。十九。信州松本の產。二十。信州諏訪郡の產。二十一。千瓣小輪なる者(千瓣の者寒菊咲と云ふ。又外に一種榊原家より出てたる榊原千重なるあり)。又弘化年間江戶花戶栽花園(長太郎)。壽山園(卯之吉)。淸水亭の編輯せる福神草と呼べる小册子あり。序に曰く。時に文化年中を初めとし。以來福壽草流行しける。追々奇品珍花を開くこと擧て數へがたく。然るに之を摸寫して年中の眺とせむことを希ひ。或人に絵がゝせ誠に春の始なればとて福壽草を七福神に譬へ。榊原の萬福咲の福々しき。大黑天の御姿と見奉るも賢きな。石竹咲の鰭ふり立てしは夷三郞殿の愛し玉ふ魚に似て。段咲三色に開くを福祿壽。魚子咲の重厚きは明珍鍛の小札に似て毘沙門天の御鎧と見え。靑梅出の靑莖の腹ふくれしは布袋和尙。白花の貴なるは辨財天の素顏かや。又長島の盛り久しき永々しきは壽老人と。指を折れば七福速成の數々目出度七福神草と歡笑の餘りに名付はべりぬとあり。余の見たるは壽山園卯之吉の藏本を複寫せしものなり。別に版本あり。此れは弘化五年正月即ち今より五十四年前群芳

園彌三郎の出版に係ると云ふ。又前の寫本には別に天守り。折鶴咲。青花の三品大磨折。鶴咲。赤人に見立て着色圖を併載せり。又嘉永二酉年即ち今より五十三年前群芳園彌三郎。栽花園長太郎。壽山園字之吉の三名にて出版せる五福草と題する小冊子には。福壽五草品の着色圖を掲げ。圖毎に俳歌一句づゝを添へたり。即ち左の如し。一。秩父紅の圖。「初日にも見まがふ色や秩父紅」。二。酒依紅の圖。「蝶なくや酒依紅のひらく頃」。三。撫子咲の圖。「今朝の雨撫子咲の和らかみ」。四。車屋白の圖。「春雨や車屋白のさき心」。五。松葉重の圖。「あわ雪や松葉重の段に咲く」。弘化四年松平左金吾(菅翁)の著せる百花培養法には左の品類を擧げたり。瑟參咲と通稱せるは單瓣にして形圓く幅廣くして絲の如く。瓣中程まで切れ込み。黄色に少し青色を帶びたり。二寸五六分の大輪にして古今無雙の奇品なり。近き頃賣者の手に觸けるは似寄の草なれども花形懸隔せり。然れども同種なりと云ふものあれども花形草體の相異なれるを見て知るべし。青梅紅と通稱せるは青梅産(中略)。蕚は紫内紅なり大輪にして奇品なり。二品ありて一品は滿開して紅の色鈍色となり下品なり。酒依紅と通稱せるは花形草體紅樺の細蕚なり。肥ざれば枝花に至り黄花咲けり。大段咲と通稱せるは黄花の極大輪なり蘂なく青花の吹詰なり。滿開後外二重の黄花の蕚散りて全くの青花となり。亦心より黄色の花開けり。山田屋段咲と通稱せるは小輪にして蘂より再び黄花咲出ることなし。イギリスと通稱せるは細花の草の大輪なり。車屋白と通稱せるは黄色を帶びたる單瓣の白花なり。此種類多くあれども皆な薄黄色なり。石竹咲と通稱せるは撫子咲の類なれども。小輪にして咲形も下品なり。榊原と通稱せるは吹詰の小輪枝長く伸びて開花す。長島と云ふは八重の花なり眞の花のみ全く開花す。其他諸書に種々の品類見ゆれども。大同小異なれは略す。更に是等の園藝的品類は植物學上如何なる興味あるやを述べんと欲す(中略)。【世界に於ける福壽草の種類及び分布の狀況】我が日本帝國内には福壽草屬の植物中僅に福壽草。かたおうさうの二種あるのみなれども。撥眼界を廣くして遍れく地球上を見渡せば。歐羅巴は殊に福壽草屬の種に富み。凡べて十一種(或は八種に合併するの說あり)を産す。亞弗利加には四種ありて皆北部即ち地中海沿岸諸國及カナリー。セント、エレナ諸島の産なり。何れも皆歐羅巴又は亞細亞に産するものと同くして亞弗利加より外に無きものは一種だに無し。亞細亞洲中西比利亞には凡べて四種を産し。アルタイ地方にも亦四種あり。蒙古には僅に一種を産す。而かも歐羅巴産のものと同一なり。アフガニスタンには二種。又ベルチスタンには一種あり。東印度には三種あれども皆ヒマラヤ山の産にして。他の地方には之を見たる者なく。就中一種の歐羅巴及び西比利亞に産する者と同一にして。他の一種はヒマラヤ山の外。唯アフガニスタンに産するを見るのみ。又一種は西藏(チベット)の西部にも自生あり。西藏には二種あれども就中一種は前のヒマラヤ山に産する者にして。他の一種は支那甘肅省にも産す。支那には二種ありて。一種は日本産のものに近く。或は之と同種に收むるものあり。此種は朝鮮にも自生ありて同國には唯この一種あるを見るのみ。日本にも同しく一種を産し此種は樺太にも自生あり。千島にも亦一種あれども日本産のものとは別種なり。以上の産地は皆舊世界に屬し新世界には自生あるをなし。或は北亞米利加ラブラドルには一種を産するの說あれども。此種は歐羅巴産と同一にして。蓋し歐洲より傳植せし者ならむと云へり。要るに福壽草屬は舊世界の産にして。南半球には之を見ずと雖。北半球には多して。殊に歐羅巴は此屬の中央繁殖地と稱すべくして最も種類に富み。亞弗利加の北部及び西比利亞之に亞ぐ。又支那内地より西藏に渉て一の特種を産し。更にヒマラヤ山アフカニスタンに擴がれる一特種あり。又サガリン島(樺太)より日本の南部なる九州に渉りて繁殖せる一種ありて。亞細亞大陸の東北部に産する者と同種なりとす。是れ尋常の福壽草なり。【福壽草の効用】福壽草は主としてその花を欣賞するものなりと雖とも。その他の効用亦無きに非ず。錦窠翁の說に根は藥用に供して下痢の効ありと云へり。また故猪子醫學博士の實驗によれば心臟病に効ありと云。歐洲産の種はクルシウス氏によれば藥用として効ありと云ひ。パラス氏は多年生の種に於ける地下莖は催經藥と爲すべしと記せり。【福壽草の培養法】花譜に福壽草は春秋分ち植べし。偏部には移し植れ共多は生せず。但し所によりて好き地あるべし。寒月は北塞りたる暖處に植て其上に糠を蔽ふべし。且又霜蔽をすべし。夏月は日陰宜し五月には莖葉枯れて根は枯れず。九月に發生す。此時掘りて暖かなるところに移し植べし。又盆に植てよし濕を忌む。又糞を用ゆべからずと記せり。大和本草にも夏は陰地を忌み糞を畏ると見えたり。草木育種には山の野土に植べし。盆栽は花少し花の時は霜除を拵へてよし。夏の內米泔水を根廻りへ灌ぎ少く油糟を用ひても宜しとあり。又百花培養集には植換の季節は降霜を善しと云へり。久永章武の說に歳暮市街に鬻ぐところの福壽草は多くは根切り込みあり。故に腐敗し易し。古老の說にも根を切るを忌むと云ふ宜く擇むべし。肥料は小鳥糞少量を秋末に注ぐべし。此草は冬春は陽地を好み夏秋は陰地を嗜めり(此說は花譜に記する處ろと異なりと

雖とも暫く玆に掲ぐ。故に盆栽は陳列自由なれども庭園へ栽ろには必す落葉樹の際、殊にかへでの一種べにしだれの樹下など適當ならむと云へり。又一說に福壽草の花を大にして且命數長く金色濃く咲かしむるには鉢植にする際。凡そ小半日程。大根卸の液汁に福壽草の根を浸し置き未だその液の乾かざる內。植込む時は。花意外に早く開き又色極めて鮮麗なりと云へり。亦實驗の上。適否を定むべし。また錦窠翁の說に實生も出來るなり。餘程變化すと云ひ。又下種して奇品を得ることありと云へり」とあり。

フクセイ　服制。古へは身分に依て服制の異なるのみならず。四季により て某日より某日まで某衣と定あり。上世唐制に摸擬して少しく折衷を加へたるものなり。然れとも後世に及ぶに從ひ順次其制度を改革して。終に全く支那國と大差を生じ。本邦一種の服制を制定するに至れり。官家の服制法式高倉。山科の兩家にのみ。委しく傳はりしなり。小中村義象著日本制度通に。能く其沿革を叙述せられたれは。之を抄出せり。云。衣冠の設は貴賤の品等を分つ所以にして。歷世これを重せられたり。太古既に冠。衣。帶。裳。袴。褌。履等あり。服飾の由來久しきを知るべし。凡そ當時貴族の男女は。多く珠玉を以て飾とす。其衣は左衽窄袖にして襴なく。衽を約するに紐を以てす。衣の下に褌を著け。褌の上に裳を著く。これを上下服と稱す。紀元九百年代の頃までは。概ね此の制なりき(參二取古事記。日本紀一)。一千年代以來。外國交通頻繁なるに至り。彼土の織工を貢らしめ。漸古風を變することゝなれり。故に雄略天皇は。遺詔して朝野の衣冠いまた鮮麗ならさりしを恨としたまひき。推古天皇十一年。始て位階の制を定め。おの〳〵當色の絁を以て冠とす。頂は撮總て嚢のごとく。緣を著くといへり。十六年皇子諸王以下。並に金髻華をつく。其服は錦。紫。繡。織及び五色の綾羅を用ふ。十九年菟田野に獵せしに。諸臣の服色皆冠色に從ひ。並に髻華を著けたりといふ(日本紀。」孝德天皇大化三年。改めて七色十三階の冠を制す。一曰織冠。服色深紫を用ふ。二曰繡冠。服色上に同し。三曰紫冠。服色淺紫を用ふ。四曰錦冠。服色眞緋を用ふ。五曰青冠。服色紺を用ふ。六曰黑冠。服色綠を用ふ。七曰建武(服色見えず縹なとにや)。天智天皇三年二月。冠二十六階。天武天皇十三年。又爵位名號を改めて。階級を增加し。朝服の色を定む。淨位以上並に朱華。正位深紫。直位淺紫。勤位深綠。務位淺綠。追位深蒲萄。進位淺蒲萄とす。持統天皇四年。百官及び畿內有位者の上日を考へ。善最功能氏姓の大小を以て。冠位を量り授く。其朝服は淨大壹已下。廣貳已上黑紫。淨大參已下。廣肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深綠。務八級淺綠。追八級深縹。進八級淺縹上下綺の帶白袴を通用す。其餘常の如し(日本紀)。」文武天皇大寶元年。始めて新令に依て。改て官位服色を制す。親王四品以上。諸王諸臣一位皆黑紫。諸王二位以下。諸臣三位以上赤紫。直冠上四階深緋。下四階淺緋。勤冠深綠。務冠淺綠。追冠深縹。進冠淺縹。皆漆冠なり。綺帶。白黑襪革舄。直冠以上皆白縛口袴。勤冠以下白脛裳(續日本紀)。これ漢韓交通以來。彼土の制をも斟酌して定められたるものにて。是に至りて備はれるなり。【衣服令】によるに。【禮服】。【朝服】。【制服】の三等あり。これ愈整ひたるものなり」とあり。即ち制度通に云く。禮服は皇太子以下親王諸王諸臣各々その差あり。大祀大嘗元日に之を服せらる。內親王。女王。內命婦並武官各々その別あり。朝服は親王一品より四品まで。諸臣一位より初位まで各々その差あり。朝廷の公事に之を服す。制服は無位の者公事に服す。令集解に云。於二無位一不レ合レ云二朝服一。故云二制服一と。庶人まで通して之を服し。たゞ朝廷の公事には之を服してその裁縫の體制一に朝服のごとし。その詳なることは令並に式を考ふへし。その內宮人の制服は少々差別ありとみえたり。

【王朝の制】日本制度通に云く。天皇御服。上古以來帛衣を用ひらる(按するに衣服令に。御服及び皇后の服制闕く。今喪葬令及び令集解による)。聖武天皇天平四年正月。始て冕服を服したまふ(續日本紀)。弘仁の制。大小の祭祀。及び諸陵の奉幣には。帛衣を用ひ。即位。元正朝を受けたまふには。袞冕十二章を用ひたまふ。之を禮服といふ(日本紀畧。內裏式。貞觀儀式)。又黃櫨染及び麴塵の御袍等あり。皆大小の朝禮に用ひらる。後世衣冠或は直衣を用ひたまふこともあり(貞觀儀式。江家次第。西宮記)。童帝は。空頂黑幘。日形天冠を召し。大袖小袖御裳を用ひらる。女帝も其御服は同しけれとも。白衣にして繡を用ひす。皇后御服。弘仁の制。助祭に帛衣を用ふ。蓋上古以來の例なり。又元正朝賀には褘衣を用ひ。大小の諸會には。鈿釵禮衣を用ひらる(日本紀畧。西三條裝束抄)。後世册立。受賀には。白綾の衣裳を用ひらるゝことなり(西宮記)。皇太子禮服。禮服冠。黃丹衣。牙笏。白袴。白帶。深紫紗褶。錦襪。烏皮舃(令義解)。弘仁の制。從祀及び元正朝賀には。袞冕九章を用ひ。朔望。入朝及び大小の諸會には。黃丹衣を用ふ(日本紀略)。延喜の制。未冠せさるときは。雙童髻を著く(延喜式)。親王禮服。一品禮服冠。四品以上は品ごとに別制あり。深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深綠紗褶。錦襪。烏皮舃。綬。玉佩を帶ぶ(令義解)。諸王禮服。一位禮服冠。五位以上位階につきて別制あり。諸臣此に準す。深紫衣。牙笏。白袴。條

帶。深縹紗褶。錦襪。烏皮舃。二位以下五位以上は。竝に淺紫衣。以外は皆一位の服に同し。五位以上佩綬。三位以上玉佩を加ふ。五世王は諸臣と同し(令義解)。

諸臣禮服。一位禮服冠。深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深縹紗褶。錦襪。烏皮舃。三位以上淺紫衣。四位深緋衣。五位淺緋衣。以外竝に一位に同し(令義解)。聖武天皇天平十三年。勅して五位以上の禮服冠。從來官給なりしを改めて。以後私に作り備へしめらる(續日本紀)。朝服。一品以下五位以上。竝に皁羅頭巾。衣色は禮服に同し。牙笏。白袴。金銀裝の腰帶。白襪。烏皮履。六位深綠衣。七位淺綠衣。八位深縹衣。初位淺縹衣。竝に皁縵頭巾。木笏。烏油腰帶。白袴。烏皮履。又親王以下袋の制あり(令義解)。无位は皆皁縵頭巾。黃袍。烏油腰帶。白襪。皮履。尋常の時は。草鞋を著くることを得。家人奴婢は橡墨衣を用ふ(令義解)。凡服色は。白。黃丹。紫。蘇芳。緋。紅。黃。橡。纁。蒲萄。綠。紺。縹。桑黃。楷衣。蓁。柴。橡。墨の屬。その當色以下。男女おの〳〵兼れ服することを得(令義解)。

内親王禮服。一品。禮服寶髻。四品以上は品ことに各〻別制あり。深紫衣。蘇芳深紫の紕帶。淺綠の褶。蘇芳深淺紫綠の纈の裙。錦襪。綠舃。金銀を以て飾る(令義解)。女王禮服。一位。禮服寶髻。五位以上は位階ことに各〻別制あり(内命婦此に准す)。深紫衣。五位以下は皆淺紫衣。自餘は内命婦の服制に同し。唯褶は内親王に同し(令義解)。内命婦禮服。一位。禮服寶髻。深紫衣。蘇芳深紫の紕帶。淺縹の褶。蘇芳深淺紫綠纈の裙。錦襪。綠舃。金銀を以て飾る。三位以上は淺紫衣。蘇芳淺紫深淺綠纈の裙。自餘は竝に一位に准す。四位は深緋衣。淺紫深綠の紕帶。烏舃。銀をもて飾る。五位は淺緋衣。淺紫淺綠の紕帶。自餘は上に准す。外命婦は夫の服色に從ふ。朝服。一品以下五位以上は。寶髻。及び褶舃を去る。以外竝に禮服に同し。六位以下初位以上は。竝に義髻を著く。衣色男夫に准す。深緋淺綠の紕帶。縹纈の紕の裙。初位は纈を去る。白襪。烏皮履。四孟に之を服す。制服。宮人深綠以下。兼れ服することを得。綠。縹。紺。纈及び紅裙。四孟及び尋常には之れを服す。若し五位以上の女は。父の朝服を除く以下の色は。通し用ふることを得。その庶女の服は無位の官人に同し。

武官禮服。衞府の督。佐(但し兵衞佐はこの限にあらす)。竝に皁羅冠。皁緌。牙笏。位襖。繡の裲襠を加ふ(兵衞督は雲錦)。金銀裝の腰帶。金銀裝の横刀。白袴。烏皮靴(兵衞督は赤皮靴)。錦行縢。朝服。衞府督佐は。竝に皁羅頭巾。位襖。金銀裝の腰帶。金銀裝の横刀。白襪。烏皮履。其志以上は。竝に皁縵頭巾。皁緌。位襖。烏油腰帶。烏裝の横刀。白襪。烏皮履。會集等の日は。錦の裲襠。赤脛巾を加へ。弓箭を帶ひ。鞋を以て履に代ふ。兵衞は皁縵頭巾。皁緌。位襖。烏油腰帶。烏裝横刀。弓箭を帶ふ。白脛巾。白襪。烏皮履。會集等の日は挂甲を加へ。槍を帶ふ。紺襖を以て位襖に代へ。鞋を以て履に代ふ。主帥は皁縵頭巾。皁緌。位襖。烏油腰帶。烏裝横刀。白脛巾。白襪。烏皮履。會集等の日は挂甲を加へ。弓箭を帶ひ。纈襖を以て位襖に代へ。鞋を以て履に代ふ。衞士は皁縵頭巾。桃染衫。白布帶。白脛巾。草鞋。横刀。弓箭若は槍を帶ふ。會集等の日は朱末額。挂甲を加へ。皁衫を以て桃染衫に代ふ。其督以下。主帥以上の袋は。文官に准す(令義解)。凡。禮服以下其の制に違ふものは。式部彈正總て之を糺彈す(續日本紀。延喜式)。

嵯峨天皇弘仁九年詔して。諸臣の常服は。男女を論せす唐制を用ひしむ。但五位已上の禮服及び諸朝服の色。衞仗の服は舊制に依りて改めず(日本後紀)。朝綱漸く弛ふにあたりて。服飾奢侈に流れ。一條天皇已後は。闊袖廣袴舊制に違へること少からす。白河天皇の時に至りては。品制盡く亡ひぬ(政事要畧。河海抄。西三條裝束抄)。鳥羽天皇の時。内大臣源有仁務めて服飾の新意を好み。古制の柔軟なるを厭ひ。専剛稜を尙ひ。一時之に傚ひしかは。是に於て又大に變革せり(神皇正統記。今鏡。海人藻芥)。凡袍に縫掖闕掖の二種あり。共に下襲。半臂。衵。單。大帷。表袴。大口袴等を用ふ。また直衣。小直衣。狩衣。布衣。直垂。水干。長絹。素襖等あり。また東宮童親王の服に半尻あり。神事の服に小忌衣あり。女官の服に唐衣。五衣。小袿。裳。打袴。掻取等あり。衣服令に定むる所と大に異なり(服色圖解。裝束彩抄。高倉家裝束書)。

【武家の世】となりても。禮服朝服には變革なしと雖とも。將軍は袍の外に。直衣。直垂。水干等を用ひ。神事には淨衣を用ひ。公家に對する時は。重に狩衣を用ふ。庶民は直垂。小素襖。肩衣。袴及び胴服等を用ひしなり。徳川氏に至りても其制率おなしけれとも。直衣は法會及び晴の宴會に用ひ。小直衣は兩山の拜等に用ふ。また長上下半上下の制あり。武臣は三家三卿は直衣。その他は袍なり。また直垂。狩衣。大紋。布衣(無紋の狩衣をいふ)。素襖等あり。又庶民に至るまで押竝へて肩衣。羽織。袴を用ひたり(東鑑。年中恒例記。青標紙。殿居嚢)。以上日本制度通に記す所なり。

又貞丈雜記に云く。大臣の大將(左右大臣内大臣等にて左右近衞大將を兼れたるなり)。鎧腹卷等著し給はさる事。東鑑卷二十四。東大寺供養之日任二右大將一軍御出之例。御束帶之下可レ令レ著二腹卷一給上云々。仲章朝臣申云。昇二大臣大將一之人未レ有二其式一云々。仍被レ止レ之云々。是實朝公右大臣拜賀の爲に(拜賀とは官位の御禮を

禁裏へ申上るを云。鶴岡八幡を禁裏になぞらへて參玉ひしなり）。鶴岡八幡宮へ參り給ひし時の事也。右大將賴朝卿は大臣にあらさる故。束帶の下に腹卷を著せられし也。實朝公は右大臣になり給し故に。束帶の下に腹卷著し給はさりしなり（亂世軍陣に至ては。天子も。大臣も。鎧腹卷等著し給ふ事なれとも。平日行儀を正す時は大臣たる人。用心の爲に。鎧腹卷等を著し。自身兵具を持給ふ事は無之事なり）とあり。

【徳川氏の制】殿居袋の載する處を擧ぐ。【直垂】侍從以上三位以上宰相は。四品にても是を公卿と云。尤御三家。御三卿。加州侯に限る。全體直垂と云ふものは。上古京都にて地下の無位無官の人。著用の品にして官服にあらず。常の服なりと云。扨此服當時地相は都而精好を用ゆ。色は上樣にては葡萄染とて江戸紫の色。大納言樣には緋の色を御著用。淺黄萠黄は台德院樣。大猷院樣御用ひの色なれば憚りて用ひず。會津。黑田。越後家には萠黄を用る事規模なり。其外の色は好にまかすべし。なれども黑染は凶事のものなれば心得べし。扨透精好とて紗地の精好は御三家にて御用ひ。薩州にては近衞殿より賜りし由緒にて用ふ。扨兩胸より垂結ぶ胸紐の色紫を用ゆなれども。全體は定なし。袖の端を通したる袖括露と云ものも同じ。又所々に附る菊とぢも同し色也。何れも皆八つ打絲也。扨袖結に端ばかり袖の先に出して結ぶ。是をこはぐゝりと云。狩衣の如く通して其餘りを端にたれたる是をさしぐゝりと云。扨袴を下とも腰ともいふ。地相は白の精好を用ゆべきといへ共。當時は經は生。緯は練絲にてもぢりて織たるまどらを用ゆ是を練緯と云。上樣には白の織物を御用ひなりき。【狩衣】四品。元來此服上古京都にて鷹狩の時。著たる裝束なり。故に狩衣と云。扨地をすかして。紋からをつめるを地紋紗と云。地をつめて紋がらをすかす是を顯文紗と云。兩樣の内何れを用ても仔細なし。色は好にまかすへし。紋がらは家の紋を織なり。宛帶は友地なり。京都にてはそれ〱違ひありて。或は白帶を用ゆ。袖の端を通したる袖ぐゝりは白のねらぬくり絲也。家によつて三つより二つよりにする也。京都にては。冬の狩衣は表は綾にして。裏は文がらなき絹也。色は其時の色相を用らる。是は武家には決してめさず。文政七申年七月二十一日。仙洞御所の修學院へ御幸の日。供奉の所司代。裏付狩衣を一日御免あり。格別の事なり。扨刺貫奴袴といふ。又指子とも云。京都にては八幅にして前後同じひだにす。武家にては前四幅。後二幅にして。後のひだを畧す。又羽二重を用べきを小柳と稱し。織物を用ゆれども不苦。四品にては紫不被用淺黄也。有德院樣御代正德年中の例に紫をめされたるが。享保に至り。元の如く許されす。文化年中土州侯四品にて紫を用ひられたるが。内々御沙汰有之處。萬色のよし答候て濟たり。裾のくゝりに上括下括あり。上括は膝の下にて括る。下ぐゝりはくろふしの上にてくゝるなり。當時は都て上括を用ゆ。下括は高官ならでは用ひざる事になれり。凡て全く足をくゝりし物故。足袋は決而用ひざるものとす。正德の頃足袋可用御制度あれども。後止みたり。直垂の時は不用を本式とす。なれども見へざる物故。内々用ひても構なし。【大紋】諸大夫。本名布直垂也。大紋と云は大なる紋を付たるによりて名付たるものなり。有德院樣御代正德年中諸大夫に狩衣を免されたるが。享保に至り。元の如く止みたり。扨大紋の色。古くは淺黄を用ひたるが。今は色定まらず。又地相は古は都て常の晒を用ひたるが。當時は絹。麻。龍文麻。琥珀麻。五郎丸など用ゆ。何れも略儀なれども仔細なし。紋は數九つを本式とすれば。腰の下の紋なきを宜とす。上に五つ。下に四つ附る家あり。是可然事也。紋は如何樣にも目立樣に付べし。兩胸より垂結ふむな紐。袖の端を通したる袖括の露。又菊とぢ直垂と同じく。紫を用る事憚べき說あれ共。或家にて此事を伺はれしに不苦之由御沙汰有之。扨袴は下とも腰ともいふ。白の精好を用る事本式なれども。しじら絹。白布等用ひ苦からず。當時は直垂大紋共に前に帶を結び下けたれども。古實はくる〱卷にわなもはしも取合せまくべき也。裾ぐゝりは下括なり。本式はくゝりを入へき事なれども。今は略していれず。又しぼり袖の仕立は至て近來の事なり。【大紋之紋所】寛政十二申年正月朔日大久保安藝守大紋之色。煤竹色に紺にて紋所附著用罷出候處。御禮過安藝守著用大紋紋所附方紛敷由。采女正殿大目附御目附え御沙汰有之由。右に付大目附安藤大和守より安藝守家來呼出。右樣紛敷裝束致間敷旨。達有之。【布衣】古き裝束抄に布衣と云は。狩衣の事也。此事心得て見るべし。飾抄に布狩衣と云名目有て。古實には拵へは狩衣と同し事にして。地はかならず布にて拵ゆる。布狩衣といふなり。京都にても先年迄。多く只のきぬ只しじら絹を用ゆるといへども。近頃に至り多く布を用ひらる。今武家にては。布衣の御役人かならす精好を用ひ。陪臣には只の絹又しじら絹の内可用由。文化年中對州へ朝鮮使來聘の節より。御制度始れり。色の事定なし。袖括は狩衣に同し。刺貫の事。淺黄の羽二重を用ゆ。【素襖】全體素襖は。上古京都にて輕き人の裝束にして。布にて拵へて。文からもなくざつとしたる物故。素と云。襖は袍と同じ。上に著たる裝束の一體の名なり。地相は麻布古實なり。當時は五郎丸絹麻の類を用ゆ。皆略儀なり。色定らす。多くは淺黄花色を本と

フクセ

す。古は大形の模様を付。或は上下と替りたる色。又小紋も有し也。胸紐菊とぢの處へ縫付たる革色定まらず。袴の裾に括を入べきを。略して入れす。【長上下】諸廨を用ゐる事。本式なり。當時は絹麻龍文の類を用ゆる事。略儀なれば殿中は憚べき事也。文化八年二月御暇の大名絹麻の上下を用ひられたるが。内々御沙汰有之。諸廨に替らる。又同年四月御暇の國主大名龍文を用ひたる事ありしが是も内々御沙汰有。家の先格の由にて。押て用ひられたり。都而色相の事は定なし。古は無地を本式とし。偶〻小紋を用ひたるもの也。享保の頃までは殿中多く無地を用ひたるものなるが。寶曆の頃より。追々小紋を用ゆ。いにしへの拵方は袴の腰板立狹くして紐を腰につゝけて付出して兩方へ引通したるが。今は切て別に付る也。又裾にくゝりを入れ。途中徒行の時は結り上る事。本式なるが。今は腰より別に緒を出して結るなり。但凶事には黑染。又淺黃の無紋を用ゆる事なれば。嘉珍花色の無地は好で用べからず。【半上下】都而上下と云物は。足利家の頃。素襖の事にして。今の上下にあらず。足利三代義滿公の時。内野の合戰正月元日におこる。此時殿中御祝儀として出仕之面々素襖の袖と裾とを結り上てゞづ。是より上下の形始まるとぞ。又其後十代の義植公の有馬溫泉へ御湯治の節に。供奉の内走衆二十人。肩衣半袴に小太刀をはかせらる。此時より始まると云。何れか定かならず。なれども鎌倉年中行事に。出陣之節。金襴の肩衣に小袴とて。羽二重の括袴を著せし事あり。又靜物語に。梶原が靜を迎ひに行處の綸に。今の拵への肩衣袴を著せし體なり。されば今の上下と云ふ

束帶

冠四位以上着之　冠ノカケ緒紙ヨリ

衣冠

冠ノカケ緒紙ヨリニ紫糸ノ組緒用ユ本式ニアラス勅許ニテ用之

直衣

立烏帽子或ハ風折或ハ冠時ニ依テ用之

小直衣　色文不定　表縫色文不定裏平絹

本名狩衣直衣ナリ攝家丞相以後清花ハ幕下ノ後着之九條家ニテハ丞相以前着之ナリ依年齡可相計

五位束帶

冠五位以下無文

五位衣冠　武家五位着之

細長

長絹　地精好又生絹

隨身

隨身　細纓　六位以下武官用之

水干葛袴　地紗或生絹　葛袴ノ色不定

水干

ものは。鎌倉足利の頃より以後專ら用ひられたる物と見ゆ。歩行に便利の爲に出來たるものなり。永祿の頃。松永彈正素襖の袖を切り肩衣とせし事。又慶長のころ。近衞殿の先祖東求院といふ人。薩摩の國に逗留の時。肩衣半袴を拵へ給ふを始とすといふ説は皆非也。【芭蕉布麻上下】享和二戌年五節句式日之内。都而夏向芭蕉布麻上下著用致候儀目立不申候分不苦候。【裏附上下】古くは都て麻上下を著せしものなるが。嚴有院樣御代寛文の頃。夜分抔寒氣をふせぐ爲に著したるもの也。其後平生に是を用ゆるやうになれり。繼上下の事。今世肩衣と袴と色の違たるを繼上下と云。是古風也。昔は肩衣と袴と一對にてはなし。肩衣ははなれ物にて。一具したるはなかりし也。扨諸臣にて肩衣を著する事は。明曆大火前後より始まれり。其以前は御老若寺社奉行にて。家老の上座たるもの是を著せしものなりとぞ。【長袴下帷子染色】細川長門守より伺。長袴ト帷子染色紋所之儀ハ淺黄。とき色。紋所白上り染出抔不苦旨。尤御定と申儀は難及挨拶之旨。【羽織袴】羽織は足利家の時道服と云物有其丈短くして胴ばかりに著之。此一名を羽織と云。帶をしめずしてはをりかけて著す故の名也。昔は常に著せず。旅行抔に風を凌ぐ爲也。今は羽織と云もの禮服の樣になれり。又役羽織とて。役服となれり。遠御成之節。御徒組頭茶縮緬單羽織ニ黄紐也。御徒には平生共黑縮緬ハ單に茶紐也。御小人目附御玄關番中之口番黑絹無紋の袷羽織。御小道具組頭には萠黄縮緬の單也。御中間御小人之類黑絹之單也。扨平生著用の所。身分によりて遠慮の品あるべし。尤四季の相當あるなり。又綿入に紐

直埀 武家侍從以上着之 紫ト紅トハ可憚之
左折風折 カケヲ本式紙ヨリ江戸ニテ侍從以上紫ノ組カケ
白小袖
小サ刀作リヤウ古ト異ナリ武家出仕ニハ打刀ヲ佩副ル供奉ニハ糸マキヲ佩ム
近年腰組ノコヒ余リタレトルハ誤ナリ
太刀ヲ佩副 ムカシ糸巻 太刀ノ芸巻ト云ハ誤

狩衣 夏紗文不定 冬表綾色不定裏平絹
近代多云夏冬紗ヲ用ルハ非ナリ古実
武家ニテハ裏打狩衣不用
武家ニテハ狩衣ノトキ小サ刀打刀佩副又糸巻太刀佩副ルヿニアリ直衣ノ所ニ記ス
袖クヽリ
アテコレアリ腰帶ト云
奴袴
武家ニテハ襪ヲハカスステシナリ

裏打大口 表淺黄布裏生絹大口白 生絹
小結アレハカケヲナシ
胸紐菊トヂ共茶卑
コメクヽリ紫打緒又タカノ羽イト
大口白又生絹精好ヲモ用ユ

力者裝束 直埀白袴 長刀ヲ持又ハ輿ヲモ昇
出丁頭巾
胸紐キクトヂ
淺黄
袖コメクヽリ
キヤハン
足ナカ

布衣 古ハ布衣ヲカリキヌトヨム今ハヲリ文アルヲ狩衣無文ナルヲ布衣ト云
布色紋不定
近年平絹或ハ練貫ヲ用ルヿ古実ニアラス
尉斗目
蝙蝠
小サ刀作リ古ト異ナリ打刀佩副ル
奴袴紫文ナキ六位奴袴ヲ用ルヿ法外ノ事袴タルベシ
武家ニテハ襪ヲハカスステシナリ

大紋 布直埀也俗ニ大紋ト云 武家五位諸大夫 西三条装束抄ニ曰布直垂ハ諸大夫着之是ヲ俗ニ大紋ト云ハ大ナル紋ヲ付タルニヨリテ云カ
左折風折
カケヲ紙ヨリ
尉斗目
直垂ト裁縫聊替之
近年腰細ノ緒余リ多ク長クタレハ誤
左右ノ紋ノ数トモ世ニ五ツト云

十徳四布袴
内衣色不定
是ハ犬追物ノトキ犬引馬白取ナトノ体也今ハ轅ヲ昇モノヽ体ナリ公家ニテハ鳥帽子ナキトキハ梯ノ布ニテ頭ヲ裹ム也
内衣 四布袴色不定 梅染又コイカキナト
帯白布三寸斗ニタヽミテ一重マハシナルヘシ
モヽハキ
キヤハン

肩衣半袴 地布色不定
ムクノミ色
刀
内衣色不定
半袴

素袍小袴
カケヲキヤウ紋コヽ赤
内衣ニテ色不定コレヲニツエリト云
胸紐キクトヂ皮
紋ヒヤウ赤モヘヤ
小袴平紐色不定スソヲ付ル

素襖 又素袍 武家無位無官着之布衣ノ下ナリ
侍鳥帽子折鳥帽子カケヲクヽミ組ナリ額風ヲ入ルハ誤也
ノシメ
ヒキ革ニスブオビヘ挟ムハ誤
素袍ノトキ武家ニテ蝙蝠持ス扇子ヲ用テサイナシ
小サ刀作古ト異也打刀佩副ル

退紅 荒涂トモ云地布ウス紅涂 侍家傘持沓持ホ着之
内衣不定
刀
黒袴布
袖クヽリ
木綿平打

白張 仕丁着之布白粉張 傘持沓持ホ着之
内衣不定
袖クヽリ
木綿平打

丸打。單には平打を用ゆ。又阿蘭陀人登城之節。公方樣には御廊上下の上に御羽織を被爲召御覽也と云。扨風割羽織は騎馬以上著用すべきものなり。袴の地相は何といふ定なし。五月五日より九月八日迄夏の分を用ひ。九月九日より五月四日迄冬の分也。茶宇丹後縞等の單夏用ゆる事通例なり。嚴有院樣御代萬治。寬文の頃迄は綸子。純子など用ひたる事あり。【十德】醫師の禮服也。絽又は紋紗の類通例用ゆ。足利家の頃十德と云もの有。素襖の如くにて兩脇を縫付たる物にして。葛布又廊布にて拵へ。染て紋を付る也。士の著するには胸に革紐あり。輿舁の著するには胸紐なし。今も京都にて平生輿舁是を著す也。袴も著せず。烏帽子も冠らず。手輕く禮服に成故に。重寶なるを以て。十德といふ。今醫師の著る十德は。胸紐ある十德より出來たるものなり。【白無垢】是れを小袖と唱ふ。白羽二重にて拵へ。一つ著るを本式とす。なれども二つ三つ著用する事仔細なし。公卿は綾を用ゆ。古しへは熨斗目を用ひずして。白無垢を用ゆ。今も日光御門主の諸大夫白無垢之上に。直に大紋を着用す。夏はすべて白帷子を用ゆ。染帷子も不苦といへ共。本式にあらず。既に文化六年四月紅葉山御參詣御延引六月十七日になりたる時。大紋行列供奉の內二人染帷子著用の人俄に白帷子に著替られたる事あれば。かならず白帷子を用ゆるものと心得べき也。【熨斗目】全體のしめとはしゞらに對してしゞらなのしたるを云也。今はしゞらあるをしゞらのしめと云。扨此服袷を本式とし。綿入は略儀也といふ說あれども。左にあるべからず。袷のしめは四月朔日より。五月四日迄是を用ゆ。しゞらは四品以上の物にして志々頁小志々頁は差別無之といへ共。四品に大しゞら侍從に小しゞらとも云。文化の頃或人諸大夫にてしゞらを著用致度旨伺しに無用之旨御沙汰有。陪臣は主人より給はりたるは用るなれ共。文化の頃或國家にて代替御禮之日。御目見家老に大しゞらを著用せし者四五人有。如何之由御沙汰有之。又仙臺侯には御達し之上是を著用せしむ。扨腰明の縞の事。全體肩より裾迄。縞筋あるを足利氏衰微の頃。腰に計り新しき切れを付て。著せし餘風也とぞ。凶事には。無地腰の熨斗目を用ゆる事本式なり。【紫腰熨斗目】享和元酉年三月寄合肝煎武田河內守紫腰熨斗目著用不苦哉。附。拜領等は格別。御納戶にも紫腰有之候へ共。著用者面々心得に可有之旨。挨拶有之。【下著】白無垢は諸大夫以上。其以下は淺黃無垢を著すべし。尤色はこき方よし。都而花色萌黃茶抔仔細なし。樺色。柿色。鴇毛の類年齡によりて用ゆべし。縞小紋の類。急度したる時は下著にも用ゆまじきなり。【帷子】何にても單なるをかたびらと云。かたとは片也。裏なきを云。ひらとは薄くてひらめく也。御殿の帳帷もかたびら也。几帳にかけるもかたびらと云。箱に納る物を包む絹をも入帳といふ。皆單なる物なり。夏著する廊の衣も廊かたびら也。古より廊の衣は賤き者の定る服にて。古歌にも賤き者の衣をば。廊の狹衣とよめり。廊衣はよき人の著すべき物にはあらず。然ども夏の暑さに堪かねて詮方なくひそかに內々にて。よき人も假に暫く廊衣を著する也。右故染るにも及ばず白きを用ゆる也。依之帷子は白を本とする也。是帷子を著するの本意也。されば染帷子は略儀なり。【御座之間足袋】寬政十一未年十一月十四日御留守居曲淵甲斐守五半時御用召に付登城此節浮腫有之。足痛致藥用等にて甚見苦敷。御座之間召出之節。足袋相用候樣仕度旨御目附衆へ申談候處。用候樣被申候由之事。【殿中野服足袋】文化二丑年七月平賀式部少輔より御作事奉行竝御作事奉行支配。御目見以上之分は。夏紺足袋。野服之節は殿中相用候而も不苦哉之旨。問合申候處。書面之通不苦旨。御目附佐野宇右衞門答有之。但此外御用掛りにて白衣勤之者。何御役に不拘。殿中紺足袋相用候得共。新地改計は出役之故歟。著流しにて白足袋なり。【火事羽織】明曆之大火迄は御旗本以上都而羽織は革を用ひられ。輕き者は羅紗を用ひて。革を用ゆる事決して無之。明曆の後。御旗本以上。都て羅紗を用ひられ。輕き者革を用る事になれり。當時は白竝黃羅紗は遠慮すべし。其外すべて火事裝束には法式あるべからず。【夏火事羽織】享保二戌年二月九日堀田攝津守殿御沙汰にて御老若始御出番一同夏火事羽織相用不申樣相成候に付。諸向えも其旨御達有之候事。【革火事羽織】文化十四丑年十一月三日久永相模守より問合。火事有之時。御場所柄又は風筋に寄。登城且又寄場え罷越候に付。其節召連候家來共。侍以上之者。火事具之儀。所持致來候得者。目立候仕立等に無之。革火事羽織用之儀は。御定等は無之候得共。火事場同心等著用之役羽織に似寄候品に無之候はゝ著用不苦儀に被存候。

武家年中行事に。各月の服裝を擧ぐる左の如し。(●印日不定)。【正月】元日六半時裝束。但元旦朝蝕之時者。刻限早め出仕。天明六丙午年蝕之時曉七つ時前出仕。六時前退出。年始御禮御家門方。御譜代大名。御役人三千石以上。太刀目錄獻上。大中納言參議中將少將侍從五位之諸大夫迄。時服二領宛賜之云々。二日。五時裝束。御謠初御年男五時前登城。年始御禮有之。御三家方御嫡子。國主。城主。外樣大名。竝喜連川左兵衞督裝束に而辰刻出仕。御禮登城無之方名代使者其外萬石以上以下諸大夫布衣。云々。三日。五時長袴。同夜七半時長袴御謠初。御三家國持家之內溜詰御譜代及柳間之內其外萬石以上以下布衣以上御役人出仕。云々。今朝於五十三間御馬召始。

フクセ

四日。年始御規式相濟候に付。爲御祝儀御三家竝嫡子方使者被差出之。遠御成始御塲先は濱御殿葛西小松川龜有筋也。五日。京都伊勢日光御名代之高家暇拜領物於西丸御渡物有之。六日。五時裝束。江戸遠國寺社山伏年始御禮。八王子千人頭伊勢御師春木大夫山本大夫上州之正田隼人德川萬德寺比丘尼兩本願寺專修寺等以使僧獻上物有之候。富士見御寶藏番御天守番御禮寬政四子年より被仰付事。七日。五半時のしめ麻。七種爲御祝儀御三家同御嫡溜詰加州越前家等出仕。萬石以上隱居御禮後官位御禮有之相濟西丸出仕。伊勢神官等御暇拜領物有之。八日。今日より平服。上野(嚴有院樣。浚明院樣)御名代御老中。朝六時。同所。慈德院樣御名代御側衆。御代々樣御稱月は御參詣。御三代御前御靈前え正五九月計御名代。九日。遠國町人等御暇拜領物有之。十日。上野常憲院樣御靈前え。就御稱月御裝束に而御參詣。雨天に候得は下旬迄之內。御參詣有之候。御三家方御豫參還御後御三家同御嫡子方爲伺御機嫌云々。十一日。五半時のしめ麻。御具足之餅御祝有之。御吉例御連歌與行。竝御役替始御使番被仰付。其外も轉役有之。召人ものしめ半袴著〇紅葉山御參詣之節。御鏡御用詰衆御奏者番衆之內兩人。代一人。被仰渡之。同御太刀役之高家衆被仰渡有之〇吹上於御庭弓塲始大的上覽有之。射手拜領物有之。十二日。御射始師範之者且射手介添之者拜領物有之。十四日。例刻のしめ麻。十五日。五時のしめ麻。月次御禮出仕之面々。當元日。拜領之時服著。登城大名時服著は當日計。江戸遠國寺社御禮有之。在國之御三家方同御嫡子方爲伺御機嫌使者被差出之〇山王御名代。御側衆。御太刀一腰。黃金壹枚。西丸同斷。十六日。紅葉山御宮祈禱之御卷數。凌雲院登城獻上〇水府より以御城附靜。吉田。鹿島三社之御祓獻之。十七日。紅葉山御宮御社參大紋行列。御太刀馬代黃金十兩。御三家方御豫參御直垂正五九十二月。御靈屋御參詣。當日雨天に候得ば二十一日二十三日二十五日之內御參詣也。大御所樣紅葉山御參詣。二十四日。芝御參詣御裝束。御三家方御豫參御直垂。二十八日。月次御禮五時のしめ麻。御禮衆登城。【二月】朔日。五時のしめ麻。月次御禮出仕無之。日光御門主御對顏。竝一山凌雲院大僧正院家。執當。御家司。久野德音院御目見。三日●萬石以上之衆四人。當秋大阪加番被仰付之。十五日。五時ふくさ麻。月次御禮先は無之。御三家方使者如正月十五日。【三月】朔日。例刻服紗麻。月次御禮無之。御三家方同御嫡子當日御祝儀使者被差出之〇日光御門主上巳御祝儀使僧被差出之●上旬日光御門主。山內之櫻花一桶被差上之●御禮日之序。紅毛人上覽五年目に一度來る。三日。五時のしめ長袴上巳御祝儀御不參之御三家方當日使者如正月十五日。四日●去十二月中旬後病死之萬石以下より御目見以下之者迄之跡目被下之●上旬或二月下旬勅使院使公家衆參向當日御使御老中高家差添被遣之●御對顏に付登城。攝家宮門跡方。其外使者樂人三職人御禮。溜詰御譜代衆。其外御役人出仕御對顏濟。御使高家衆被遣之被下物有之●御饗應前御使高家衆御能見物之儀被仰遣。御三家方御見物之儀。兩番頭之內を以被仰遣之●御返答に付公家衆地下一統出仕御暇被仰出。一同拜領物溜詰以下出仕如御對顏日●初而參向之公家衆兩山御靈屋拜禮有之●公家衆發駕日御馳走大名御屆登城。八日。上野浚明院樣御名代御老中。大御所樣同所惣御靈屋嚴樹院樣御參詣。同所。蓮光院樣御名代御側衆。二十八日。例刻ふくさ麻。月次御禮無之。二十九日。二條在番之大御番發足。自今日至四月二日●下旬萬石以下之面々隱居家督被下之。【四月】朔日。五時のしめ袷麻。今日より足袋不用。月次御禮。其の外御禮衆。御三家方使者被差出之〇高野門主御禮。上加茂社人葵二曲獻之〇御鷹之鶴拜領之家御禮之使者御目見〇佐渡奉行御暇拜領物〇碁將棊之者參上御禮〇宇治茶御用御數寄屋頭御暇。三日●正月中病死之者。跡目被下之。七日。朔日御禮。遠國寺社加茂社人等御暇拜領物〇日光御門主御登山前御使高家衆被遣物有〇同醫師差添之儀御達有之。八日。上野浚明院樣御名代御老中●日光御門主御饗應御對顏。十五日。五時ふくさ袷麻。右大將樣御誕生御祝儀御餅御酒被下之。於奧御能有之〇參勤御禮有之節。不時御禮に相成月竝御禮無之〇今日參勤御禮有之節。各獻上物有。十六日●十八日頃御暇之衆有之節。御家門方國持衆え以上使御暇被仰出被下物有之。十七日。紅葉山御宮御三家方樣御同參御裝束。但雨天に候得は下旬迄之內御參詣有之。御三家方加州家越前家御連枝方溜詰御譜代大名四品以上其外在府之分不殘供奉。二十八日。五時ふくさ袷麻。月次御禮有之〇美濃衆信濃衆參上御禮。晦日。芝有章院樣御參詣。太御所樣紅葉山御同所樣御參詣●下旬夏御借米張紙出る。【五月】朔日。五時服紗袷麻月次御禮有之〇二條在番歸大御番頭與頭御番衆御目見獻上物有之●御三家方御歸國御禮使者御目見〇今日より夏御座敷搆に相成。二日。端午之御祝儀御三家方始諸家以使者時服獻上之。三日●二月病死之者跡目被下之●上旬美濃衆信濃衆那須衆御暇被下之。五日。五時染帷子長。端午之御祝儀有之如上巳。六日。萬石以上之衆壹人寄合二人當秋駿府加番被仰付。十五日。五時染帷子麻。月次御禮有之。公方樣御誕生日御祝有之。御餅御酒被下之。於奧御能有之〇佐渡奉行參上御禮〇御三家方御國許え御使兩番頭御暇拜領物〇溜詰衆參勤或御暇有之。二十八日。例刻染帷子

麻。月次御禮無之。二十九日●下旬御三家方同御嫡子方え御使以兩番頭巣鷹被遣之。【六月】朔日。五時染帷子麻。月次御禮有之○御座敷向今日より極暑拵に成。十五日。例刻染帷子麻。月次御禮無之○山王祭禮隔年有之。同所御名代。御側衆御太刀一腰。黄金三枚。祭禮無之年は。白銀十枚。御神輿押御徒頭組共勤之。十六日。五時染帷子長。嘉祥御祝儀。萬石以上。同嫡子。高家交代寄合。無官之面々。鴈之間詰。御奏者菊之間。御縁頬詰同嫡子共。諸番頭。諸物頭。御三卿家老諸役人御番方。五百石以上之寄合。御留守居子共大番頭子共御醫師。御同朋迄出仕。御菓子頂戴。御三家方出仕無之に付。使者被差出伺御機嫌有之。二十八日。例刻染帷子麻。月次御禮無之。晦日。名越。土御門二位殿より。御祓大麻被差上之。【七月】朔日。五時染帷子麻。月次御禮有之○大阪加番大名四人。大阪在番大番頭。同與頭。同御番衆。御暇拜領物有之。御番衆悴初御目見獻上物有之○長崎奉行御暇拜領物。三日●四月中病死之者。跡目被下之。四日。日光御門主。七夕之御祝儀。以使僧被差上之●御使番一人駿府御目附被仰付之。六日。御三家方始。例之面々以使者。七夕之御祝儀鯖代獻上有之。七日。五時白帷子長七夕御祝儀。出仕如上巳。十五日。例刻染帷子麻。月次御禮無之。公方樣。爲漁獵上覽。川筋御成。二十八日。五時染帷子麻。月次御禮有之○大阪御目附代兩人御暇拜領物○加州家在國之年暑中御尋之御禮使者御目見。【八月】朔日。五時白帷子長。八朔御祝儀三千石以上。太刀目錄。御馬代獻上之大中納言。參議。中將。少將。侍從。四品五位之諸大夫。布衣以上。無位無官之面々嫡子共。御禮申上。但病氣幼少隱居之面々。名代使者を以右同斷。獻上は都而年頭之御規式に准す。三千石以下諸番頭諸役人奈良惣代諸座人御禮。右は天正十八寅年當日關東御打入之御恒例に而。如斯御祝儀始ると申傳ふ。十五日。五時染帷子麻。月次御禮有之○半年代衆參勤御禮。竝御暇被下之。駿府御目附御暇拜領物。十九日。大阪御目附代兩人。駿府御目附發足。御渡物有之●中旬禁裏え初鶴御進獻●中丁の日於聖堂釋奠有之。前日御名代御側衆二月之式と同斷。二十日。上野(心觀院樣。香琳院樣)。御名代(御老中。若年寄)。二十八日。例刻染帷子麻。月次御禮無之。【九月】朔日。五時ふくさ袷麻。月次御禮有之。九日。五時。花色小袖長。重陽御祝儀。萬石以下花色に不限。十五日。五時服紗麻。月次御禮有之○高野學侶方行人方在番代御禮。日光奉行。浦賀奉行御暇拜領物。二十八日。例刻ふくさ麻。月次御禮無之。二十九日。日光御門主え以高家衆御祈禱料被遣之。【十月】朔日。五時ふくさ麻。月次御禮有之○大阪御目附代歸府御目見●亥の日玄猪御規式。夕七半時。のしめ長。御連枝方溜詰。御譜代大名萬石以上以下。布衣以上以下諸役人。御番衆於大廣間。御手自御餅頂戴畢而。戌刻退去。下乘所兩大手御篝焚之。翌日御三家方同御嫡子方。伺御機嫌使者被差出之。十五日。五時服紗麻。月次御禮有之。二十八日。例刻ふくさ麻。月次御禮無之●下旬に至。十二月御鷹之鶴。御三家方同御嫡子方。御使兩番頭を以被遣之。御禮登城。在國之方。以宿次被遣之。竝大廣間衆之内。順年追々被遣之。在國之面々。以宿次被遣之●同御鷹之雁。右同斷。其外溜詰衆。御譜代城主以上之衆。上使御使番を以被遣之。詰衆御奏者衆。於席被下之。【十一月】朔日。五時ふくさ麻。月次御禮有之　御代官參上御禮。此節追々御禮有之○四世太夫參上御禮。十五日。五時ふくさ麻。月次御禮有之。二十八日。例刻服紗麻。月次御禮無之。【十二月】朔日。五時ふくさ麻。月次御禮有之。十三日。例刻ふくさ麻。御煤納御祝儀。御臺所御節會御料理今日より始る。遠御成有之。十五日。五時ふくさ麻。月次御禮有之○久能御門番參府御禮○半年代り之衆參勤御禮○那須衆參上御禮○駿府御目附歸府御目見○遠州ニ諦坊參上御禮○歲暮。年始廻勤之儀に付。御書附御渡有之。二十八日。五時のしめ麻。月竝御禮。閏月之方有之。歲暮御祝儀。御三家方同御嫡子方。御居殘被仰上之。其外御連枝方。萬石以上溜詰。高家詰衆。御奏者番等居殘。同斷申上之。餘は二十五七日頃迄に御老中宅へ伺公之事相濟。西丸出仕○寺社竝諸職人歲暮御祝儀登城。連歌師一同參上御禮○侍從以上之衆年始著座之儀。御逹有之。【夏冬裝束著用日限之事】文化七午年九月八日。浚明院樣御年回御法事之節。松平越中守定信。裝束遊び遠慮有之候。右夏之裝束は。四月朔日より九月晦日迄。冬裝束は十月朔日より三月晦日迄。著用可致事。又年中行事拾遺に。正四月紅葉山御宮御參詣之節。前日申刻より御潔。(御束帶御衣冠)共供奉之面々衣冠。法眼法印布衣は其服。平士素襖。御同朋大紋頭は紅裏也。龜井坊素襖。御長刀持仕丁十德。御長柄持其外退紅白張著之。拜謁以下之士のしめ半袴。竝自拜之面々。直垂。狩衣。大紋。法印法眼布衣には其服。正月兩山。竝御神忌。或は將軍宣下。御轉任御著任後初而御佛參之節も。供奉裝束同斷とあり。以上殿居袋に記す所なり。又嬉遊笑覽に云く。經濟錄。今の儀仗には士大夫も。袴の裾を高く褰げて。髀より下を露す。奴隷の體は腰より下を露す。人身の中にて臀は至て不淨なる處なるを。是を露して貴人に示す。殊に舁人は輿の前後にある者にて。輿の窓より之を守り看て。穢しとも思ぬは。如何なる習俗ぞや。前代までは箇樣には非ざりしに。當代に及て斯の如く醜態を見はす。口惜きと也。然は此風享保より甚しくなりしとと見えたり。

【染色の制】さて右に就て【染色】並に諸說を雜載すべし。羽倉考に云○楝緂之事。飾抄及遺遙院裝束抄。曰靑緂。或稱二楝緂一。後稱念院裝束抄曰。衣笠命云。樗霎。靑緂紫緂交也。又曰。仰云。靑緂有二薄紫匂一歟之由有二一說一。而多者。靑紫緂相交歟。此事猶不審。前右府公衡公二具所持皆兩緂相交。按するに楝緂樗緂共にあふち緂と訓して一物なり。あふちに楝の字を當るは是にして。樗の字を用ゆるは誤なり。但古來兩字共に用ゐ來りて。或は楝緂と書き。或は樗緂と書く。名目抄に。楝緂にははじ緂と付け。樗緂にはちょ緂と付けて。別に擧たるは誤なり。其楝緂の色の事は。後稱念院抄の說詳なる歟。緂の狩衣などゝ云ふも。薄色に靑裏を云こと。物具裝束抄などにも見えたれば。緂(今俗に誤りて旃檀と云木是なり)の花の色の如くなるに依ての名と見えたり。然れば靑緂紫緂相交はる者を。楝緂と云こと能名に合へり。尤も其色靑に近ければ。則是を靑緂と云ふ說は詳に別たざる說と見えたり○魚綾之事。遺遙院裝束抄。衣の色目の條に。魚陵。山鳩色と云」とあり。袍紋記に。魚陵。山鳩色」とあり。山鳩色は則靑色なり。是より古き抄には。いまだ見及ばず。庭訓往來等に魚龍と書。女官飾抄等に。魚陵と書たるは。皆魚綾の通音なるべし。但字義詳ならざれば。何を正字何を借音とも定め難し。或人の說に。魚陵は元御料の字にて有べきを。ぎよれうと名目せんが爲に。音を借て。魚陵と書たるなりと云へり。裝束の名目には。蟠綸を磐綸。蠻繪などゝ書。臥蝶を浮線蝶と書。其外白橡草鞋など借音多ければ。此說執用ひても可ならん歟○同色異名衣依レ季易レ名歟之事。衣の色に。同色異名あるは。先は四季に依て名を替たるなるべし。凡同色異名は皆草木の名の衣によれり。假令へば。柳と卯の花との如く。共に表白裏靑なれとも。柳は春の物。卯の花は夏の物なれば。春用ふるに依て。柳と名づけ。夏用ふるに依て。卯の花と名づけたるにて。柳と云が故に春用ひ。卯の花と云が故に夏用ふるには非ざるべし。故に假字裝束抄。女官飾抄。藻鹽草等には月を以て部を分たり。且同季にて一色二名あるは見えざれば。季に依ての名なるべし。猶又文がらにての差別もあるべし○有名之衣 狩衣等其文略。可レ有二定式一之事。三條家裝束抄名ある狩衣色々と云條を見るに。松襲には文。松唐草。松の蠻繪。松菱等。花山吹には文。山吹立涌。款冬の蠻繪。山吹唐草等。柳には文。やなぎの蠻繪。柳立涌。只また柳を重文にも織と見えたり。また宸翰裝束抄に松重文。大畧。松唐草。松の蠻繪。松菱などなり。凡著二其色一之時用二其文一通法也。自餘以レ此可レ知とあり。如此なれは各其草木を文とする歟。此事は狩衣の事なれとも。衣も亦此に准すべし。然れとも強て定まりたる事には非ざる歟。

遺遙院裝束抄に據るに。薄色。萌黃。紅黃。蘇芳。紫。紅梅。白などの衣の文。小菱。蔓形。浮線蝶の丸などなり。但此等は尋常の時用ふる分也。晴の時は浮織物。唐織物。時にしたがつて色々の衣を出衣に用ふるよし見えたり。三條家裝束抄に小直衣 狩衣抔の文は。强ゝ定まる儀なきかとあり。又同抄を考ふるに。菊の狩衣文。菱多羽岐など云事あり。然れば必其草木を用ふるに非ず。畧其定あるのみなるべし。當時用ふる所も色に依ては見えず。又下襲の色々其表裏經緯の定は。衣狩衣と同じけれとも。文に至りては各別の事と見えたり○氷衣表可レ爲二白瑩一之事。桃花蘂葉抄の名目の內に。氷表やうふ裏白無文とある由。是は傳寫の誤なるべし。凡桃花蘂葉數本違おほし。或は桃花裝束抄と外題して。魚袋の圖などの入たる本も有。在滿所持の本には。此所を表白瑩とあり。又一本には表白やうかいとあり。又一本には白やうのとあり。桃花裝束抄には面白みがきとあり。遺遙院裝束抄には面白やうとあり。又一本には白やうのとあり。瑩とは貝を以て瑩きて光を出すを云。故に瑩貝とも稱す。則桃花蘂葉下襲の條に。白粉張にしてよく貝にてみがくとある是白瑩なり。藻鹽草にも。氷重ねと云は。表。烏子色。裏は白く聊うるめる色なりとあれば。氷の衣は白く光ありて。氷の如くなるべし。然れば白瑩の字當るべし。然して名目には白みがきとも。白やうとも讀と見えたり。袍紋記などにも。白橡と書たるなり。然れば表。やうふとあるは。上に白の字を脫せるなるべく。下のふの字は衍字歟。又はかいと云の誤歟なるべし。遺遙院裝束抄の一本に。白やうのとあるも。のの字の誤なるべし○赤花與レ紅可レ爲二同物一之事。衣の染樣の中に。赤花とあるは紅の事なるべし。何となれは二藍を靑花と赤花にて染る由。諸裝束抄にあり。夫二藍は藍と紅にて染む。紅は紅藍とも書て藍の一種なり。綠藍と紅藍と二つの藍にて染むるが故に。二藍と云と見えたり。且紅藍より外に花を以て赤く染る物も有る歟。然れば赤花は則紅なるべし。但諸抄に。紅を所に因て。赤花と書別けたれば。專同一にも非ざる歟。然れども未其別を擧たるを見及はず。若くは淺きを赤花と云歟。絹に淺紅退紅の名ある比は。赤花の名見えす。赤花の名あるの代には。絹に淺紅退紅の名見えす。且二藍を染るにも。紅は淺く染る由聞傳へ侍り○胡曹抄所レ謂。染下襲字義。及染裝束。唐裝束。差別之事。胡曹抄に。打下襲。張下襲。染下襲と三色に品を分ちて。各其色を擧たり。其染下襲の色の中。花山吹の表裏の色。打下襲の山吹と異ならざる而已ならす。梅。紅梅。櫻以下表裏の色を注さゞる分は。皆打下襲。張下襲と同色と見えたり。然れば色にての差別には非ざるべし。又地相は打下襲に綾。平絹。張下襲に綾。唐綾。平絹。染下襲

フクセ

フクセ

に織物。二重織物。唐織物。唐綾。浮線綾。顯文紗。薄物。練貫などを用ふる由なれば三品大略違あるに似たれども。唐織をは張下襲にも染下襲にも用ふるなれば。是も差別し難く。且地相を以ての故に。染下襲と名つくべきにも非ず。若は打もせず。張もせざる儀歟。打たるを打下襲と云ひ。張たるをば張下襲と云ひ。染たる計なるを染下襲と云にても有べき歟詳ならず。凡胡曹抄の如くに。打張染を分ちて。各何色と註したるとは。假字裝束抄以下の諸抄に未だ見ざる事なり。且胡曹抄の說の如くならば。諸の記錄に人の用ひたる下襲を註せるにも必ず。打。張。染の字を付て分つべき事なれども曾て然らず。他の抄に染下襲と云るは。胡曹抄に云る下染襲とは名づくる所異なる歟。寰輸裝束抄に。弱年の人異なる晴の時の裝束とて。半臂。下重。表袴等色々用レ之とあり。又後稱念院裝束抄に。染裝束の事。衣笠の命に云。なとなびたる人は染ニ下襲許ニ不レ染ニ表袴一。隆親卿云。前關白被レ語しは。染裝束時染ニ下重一を不レ染ニ表袴一事。必非ニ宿老振舞一。据可レ懸ニ高欄一。公事の日なとは。若き人も据計り染云々とあり。又逍遙院裝束抄に。唐裝束。染裝束は。老者は用ひ侍らざる事とあり。此外の諸抄を觀るに。尋常の下襲の白粉張。蘇芳。三藍。淺黃などに非ずして。晴の時。松重。紅葉。菊。花橘など云色々の下襲を用ふるを染下襲と云ひ。表の袴も亦尋常にあらす。色々の袴を用ふるを染袴と云て(染袴の事胡曹抄にも出)。襲袴共に如此なるを。染裝束と云事と見えたり。其華美なるが故に。老者は尋常の袴を用ふるなるべし。如レ此なれば名實共に分明なり。凡裝束抄彼此說々の執用ふる所異なる事多ければ。胡曹抄は。諸抄と說を異にせるなるべし。又唐裝束と云は。後稱念院裝束抄に。冬は唐綾の表の衣。同表の袴。下重。唐絹の半臂抔著る也。大口。袙。單衣は不レ然。夏は唐絹の表の衣。同半臂。下重。衣の袴於ニ單帶大口者一不レ然云々とあり。逍遙院裝束抄にも。下襲表の袴に唐綾唐の顯文紗などをする事也とあり。餝抄の所見も此と同じ。然れば唐物を集め用ふる事と見えたり。染下襲に。唐綾。唐織物等を用ひたりとも。下著ばかりの事なれば唐裝束とは云べからず。」○山藍の考。或人曰。山藍とは常の藍なれども。故に植たるに非ざる山野自然生の物を云ふなるべし。凡朵及草の類の元より一物ある名に。山の字野の字を冠らしむるは。多分自然生なり。土の字馬の字を加へて卑しめ稱するが如し。其植作る藍は不淨なれば。神事に之を用ゆる事を忌て。山野自然生の藍を用ゆるなるべし。試に一日自然生の藍葉を採て布を摺に。靑くして美はしく。實に小忌の袍たるべき物なり。抑本草に。藍の種類尤多し。本朝專に藍と稱するは蓼藍なり。山藍も亦山野の蓼藍を採べしと。在滿按するに山藍の物たる詳ならざるに依て。頻に問を施すと雖も。若干人の答ふる所皆明ならずして古書の文と合はず。唯此說心服するに堪たり。其證三つあり。本草の類を考ふるに。山慈姑。山龍膽。山茶。山蒜。野菊。野雞冠。野山藥。野天門冬等皆自然生なり。土茯苓。土蓚草。馬蘭。馬蓼等は皆卑しめたる名と見えたり。山の字の中にもたま〳〵には山葵など云植物もあれとも。此類は至て希にして。先は田園宅地等に植たるに非るの稱なり是一つ。又本草以下に藍の種類尤多けれとも。山藍と云物見えず。是山藍は。蓼藍の中に在て。別に一種あるに非ざるが故なり是二つ。又先に源氏物語を考ふるに。若菜の卷に。山藍にすれる竹の節と有るを。細流に舞人の著する小忌を云り。藍にて摺れるなりと解したり。在滿思へらく。延喜縫殿寮式に。新嘗會。小齋諸司。靑摺布衫。三百十二領料。山藍五十四圍半。中宮小齋人。靑摺細布衫四十九領料。山藍十五圍など丶有て。同式雜染用度に。深綠綾一匹。藍十圍。中綠綾一匹。藍六圍など丶あり。又明月記建曆二年十一月十日。賀茂保孝尋ニ送山藍一と見えたり。細流の如く山藍則常の藍ならば。式に此如く藍と山藍と書分つべきに非ず。又世に多き物なれば。何ぞ尋送るに及ぶべき。彼源語の抄の如きは詞花言葉を解するに切にして。器財草木等を辨するには疎ならん。細流の說信すべからずと之を捨來る。然るに今此自然生の說に據れば。式に書き別てるも然るべく。細流に一物とせるも可なり。其植たる藍は多けれとも。自然生は尋ねずば有べからず。然れば明月記に。尋送ると云者も其義明なり。式。明。細の三書此說に碍はる所なし是三つ。山藍は是山野自然生の藍なりと注せる明文は無と雖。此三證の暗からず。彼三書の相乖かざるを味ふ時は。山藍殆知べし。但餝抄に山藍なき時は。蓼の葉。目波志木を用ゆる由見えたり。植る所の藍は不淨なるが故に。山藍を用ゆるは後世の事にして。古書に見えず。古は文華隆盛にして。名正しく義明なれば元より淨きを撰びて。山藍を用ひたるなるべし。中古以來に至りては。强て義に拘らす。唯例を守るのみにて。假令ば紫の袍を黑に染替て。貴き朱衣の上に卑しき黑衣を次づる類あれば。此山藍も淨きに依て用來ると云の義を辨へ知には及ぶべからず。唯用來るに任せて之を用ゆる故に。山藍なき時は淨不淨の差別なく。摺て色の似たる葉を用ふるなるべし。其山藍なき時候には。常の藍の葉も亦有べからず。故に蓼の葉を用ふると見えたり。」安齋隨筆云。紫。字彙に。赤黑間色とあり。其外唐の書に。所謂皆同く赤黑相交色と云へり。按に唐詩等に。紫藤を詠せり。紫藤の色は赤

フクセ

きに青みを帶たる色也。又雌苑之花の色も赤きに青みを帶たり。赤きに黑きを帶たるにはあらず。彼黑と云ふは。赤きに青きを帶て黑きが如く見ゆる也。眞黑にはあらず。今世京紫と云色は紫の正色也。今世江戶紫と云色は。かきつばたの花の色の如し。是蒲萄染也。夫木抄の歌に山家百首水邊杜若。源仲正「たれかすむ山下水のかきつはた。むへえびそめの色に咲けり」。蒲萄染。夫木抄の歌に。かきつばたの色を蒲萄染と讀る事右に記す如し。衣服令義解に。蒲萄者紫色の最淺き者也とあり。是は蒲萄實の色に似て。えびそめの正色なるべし。夫木抄によめる所のえびそめの色こきなるべし。蒲萄染にも深きあり淺きあり。日本紀天武紀之下に。深蒲萄。淺蒲萄とあり。夫木抄の歌は深蒲萄歟。」貞丈雜記云。蒲萄染の事。日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午。初定二明衣已下進位已上之朝服色一(中畧)。追位深蒲萄進位淺蒲萄。衣服令曰。凡服色者白黃丹(中略)蒲萄。義解云。蒲萄者紫色之最淺者也(貞丈云是淺蒲萄也)延喜縫殿式云。蒲萄は綾一疋に紫草三斤。酢一合。灰四斗。薪四十斤。帛一疋に紫草一斤。酢一合。灰二斤。薪二十斤。按紫色は。今世京紫と云色也。蒲萄は今世江戶紫と云色也。草花の色に譬へて云はゝ。花菖蒲の花は紫也。杜若の花は蒲萄色なり(京紫は赤氣がち也江戶紫は青氣がち也)。蒲萄の事を今はぶだうと云也。ぶだうの實は紫色なる故。紫色をえびそめと云也。濃紫は色黑し。是は一位の人の袍の色也。是は禁色とて二位以下の人着る事禁制也。二位。三位の人は淺紫の袍を着す。此淺紫と云は黑からず。常に紫と云色にて。中紫の事也。右の淺紫よりもいろ薄き紫をえび染と云也。山家百首水邊杜若といふ題を。源仲正のよめる「たれかすむ山下水のかきつばた。むべえびぞめの色に咲けり」。安齋隨筆云。禁色。榮花物語初花の卷に。みすのうちを見わたせば。例の色ゆるされたるは青色。赤色のからきぬに。ちずりの裳。うはぎはおしわたしてすほうのおりものなり。うちものともこきうすき紅葉をこきませたるやうなり。又れいの青う黃なるなどまじりたり。色ゆるされぬはむもんのひらきぬなどさま〳〵なり。したぎみな同しさまなり。おほうみのすりも。水の色あさやかになとして。これもおかしう見ゆ云々。色ゆるされたるとは。禁色をゆるされたる人々を云。青色。赤色は天子の御袍の色にて禁色也。又織物にさま〳〵の文ありたるも禁色なり。これ等をきる事をゆるさるゝを。禁色をゆるさるゝと云也。色ゆるされしと云は。此事を云也。禁色をゆるされさる人々は。むもんの平絹をきるなり。むもんの平絹とはさま〳〵のもんをおり付けず。紋もなきたゞの絹をいふ也。同物語日蔭のかつらの卷に。うち〳〵なつましげなりつる人も。ことかきりありければ。織物の唐絹を著。年ころしたり顏なりつる人も。にはかにひらきぬなとにて。いと心やましけに思ひたるも。おかしきに云々。これは內侍のかみ妍子。三條院の中宮になり玉ひし時に。女房のしなくらゐなとの。今まてのとは事かはりたるさまをいへるなり。此時までさりともおもはぬ人も。禁色ゆるされみつからおもひほこりたる人に禁色ゆるされずして平絹裝束したるをいふなり。」また云。勳位服。延喜式部式に。凡勳位朝參者。服二文位服一列。當位次第若無二文位一。著二黃袍一。此文の意。文位と勳位とある者は。文位の服を著て。文位の次第に隨て列すべし。文位なくて唯勳位ばかりある者は。黃袍を著て勳位の次第に隨て列する也。文位には服色の定法あり。勳位には服色階級の定法なき故。勳位ばかりなる人は。黃袍を著る也。黃は無位の著する色也。是文位無き故是を用るなり。勳位と云ふは。軍の勳功を賞して賜ふ位也。勳一等より十二等まて有り(文位と云は常の位なり)鹽尻云。「地下はたとひ二位。三位に敍すれとも。下襲表袴指貫有紋を著せさる是本儀也。但し近世攝家清華等より召おろし拜領の儀にて。有紋を用ゆ(地下の二三位は社家にあり) 其咎めなしといへとも。其意これを著して堂上と等しからん事を思ひとせは。驕僭といふべきのみ。禁色を聽かざる四位。五位の殿上人。或は緯白。或は平絹の紫の付色の指貫を著せらる。武家は中少將侍從といへとも。輙く紫の指貫を用ひず。大概淺葱の緯白也。況や諸大夫はすべて平絹あさぎのさしぬきなるおやと。諸社の神人六位といへども椽の袍。紫の指貫等を著するあり。但し其社の神衣を申下して著する例あり(熱田の祝師家のごとし)。古例なくして私に用るは忌憚る事なきの甚しきといふべし。」貞丈雜記云。すあふの染樣に。こうまきと云事有。寬正五年四月糺河原勸進能棧敷の圖に。公方樣御小者すあふこうまきけつこう也と有。條々聞書に。こうまきひやうもんは御禁制也。一段はれの時著せらるべき爲也云々。こうまきはこう卷也。紅の卷染也。布をかたく卷て。其上を絲にてかたく卷て。紅にて染て後卷たる絲をとけば。絲の所は白く外は紅にそまる也。今紅しぼりと云類也。一名を絲卷とも云也。殿中日々記寬正六年三月四日。花見の御成の事を記したる所に。御所樣上樣各御供衆上下卷染也(かうまきと書は非也。こうまきと書べし)。又同書に。素襖の染樣に。とり染と云事有。眞鏡犬追物記に云。犬射素襖にとり染とて。五色に筋細を押よせにしぼり染にする事なり云々。」また同書に。射手すあふとて別の事なし。犬追物笠掛なと射る時に著るすあふの事也。名高き射手などは。人の目に立つ樣に風流に染て著る也。犬追物の時著るを。犬

フクセ

射すあふと云。笠持の時は笠掛すあふと云。すべては射手すあふと云也。」古將軍家の女房衆。きぬをめし。裳をめし。袴をめしなど云事。篇中舊記年中恒例記などにあり。きぬとは五つぎぬの事（今世俗に十二ひとへといふ物也）。裳はうしろよりかくる物也。袴は緋の袴也。先白袖を著て其上に單に五つきぬうはぎを重ね。うちかけに著て其上にからきぬを著て。扱裳をかくる也。單五つ衣ト著ともに重ねたる時。下の袖の少づゝ出る樣に。段々上に重る衣をば。ゆきを少づゝ短くする也。五つ衣は五つ共に同じ色。同じ文がら也。うはぎは別の色也。五つ衣地は練貫也。からきぬはすあふの形の如し。細ゆきみしかく前は長く。うしろは短き物也」とあり。また貞丈雜記に。【褐衣】とは隨身の著する服也。闕腋の袍の如くにて。兩の腋を縫ひふさぎたる物也。紋をぬひ付る。蠻繪とて。丸く獅子。孔雀。鴛鴦などの類を付る也。一體狩衣の兩腋をぬひふさぎたるがごとし。又古書に褐冠と云事あり。是は褐衣に緌（オヒカケ）付たる冠を著する事（緌は馬尾にて扇を開たる形の如く作たる物。冠の兩方のわきにあるなり）」【鼠色衣服】四季草に云く。鼠色衣服はいま〳〵しき色なり。著すべからず。鼠色は白きに少し黑みさしたる色なり。本名はにび色（鈍色ともいふ）といひて。服者の衣服の色なり（服者とは。父母兄弟など死して。かなしみの間素服を著する人をいふ。鼠色は素服の色なり）。一名はうす墨色ともいふなり。常には此色をかりそめにも用ふべからず。凶事と吉事をわかつは禮の道なり。」以上は所見のまゝを載せたるなれば。事の洩れたるも多かるべし。

【明治革新後】同五年十一月十二日大禮服の制度を立つ。其達に勅奏判官員及非役有位の輩。大禮服並上下一般通常の禮服御定に相成。從前の衣冠を以祭服と爲し。直垂狩衣上下等御廢止被仰出。但武官禮服は從前の通たるへき旨。布告あり。此の時燕尾服を以て一般の禮服と定めらる。六年二月太政官布告を以て。十月限り新服制を行ひ。舊服混用を禁ず。六年二月皇族大禮服を定め。九年十月之を改定す。十年九月大禮服の袴は。別段の達なき時は黑袴を用ひしむ。又通常禮服著用の場合は。フロックコートを用ひて之に代用せしめ。判任以下は長官の見込により羽織袴を以て代用せしむ。十三年十月御服御馬具の制を改定せらる。十四年八月御夏服を改定せらる。十七年十月。宮内省乙第八號達を以て。有爵者大禮服を定む。同十九年十二月宮内省達第十五號にて文武官の服制を改定せらる。二十五年十二月。宮内省達第八號を以て文官大禮服制中を改定す。二十七年一月。勅令第六號を以て神官神職服制を定む。

【陸海軍】明治三年各藩常備兵編制及び海軍服制陸軍徽章を定む。四年兵部省官員の服制を定む。六年陸海軍武官の服制を改定す。九年九月陸軍服制を改む。十九年六月海軍服裝規則中改正あり。同七月陸軍將校服制並服制圖を。同十月服裝規則を發布す。二十年七月海軍服制を定む。二十一年六月海軍服裝規則を改む。同七月陸軍將校及下士以下服制中改正。同十二月陸軍調劑手及看護手服制。二十二年六月陸軍諸兵服制徽章夏衣外套袖章制定。二十三年四月及十一月海軍服制中改正。同十二月海軍服制中改正。二十七年四月海軍服裝規則廢止。七月陸軍將校服制中改正。同十一月及二十八年九月陸軍將校下士以下服制中改正。二十八年九月海軍服制中改正。三十一年五月。元帥徽章を改む。

【税務吏】二十三年九月。税關監吏監吏補服制。二十四年十二月服制中改正。三十年六月税關監視官服制を定む。

【法官】二十三年十月勅令第二百六十號を以て判檢事。裁判所書記及執達吏服制。二十六年四月司法省令第四號を以て辯護士職服圖を發布す。

【林務官】二十四年五月林務官等の服制を定め帶劍せしむ。同十一月追加。二十七年二月改正。

【宮内官吏】十九年六月皇宮警察官服制及提燈徽章を定む。二十一年十月主獵局勅奏官制服を定む。同十一月主殿寮勅奏官。同十二月主馬寮中頭權頭以下車馬監調馬師の制服（二十二年十月改正あり）二十二年十二月東宮職勅奏官大小禮服制定。二十八年十二月皇宮警察官服裝を改定す。三十一年御料局地方部員職服を定。三十四年十一月。宮内省高等官供奉服制を定む。

【警察監獄官】明治九年警部服制を定む。十四年警視總監以下服制を定む。十七年府縣警部長以下服制。十三年十月巡査從前の服制を廢し。制服制帽を改定す。十三年二月巡査制服の徽章を除き。制帽徽章改定。二十二年十二月警察官及消防官帶劍の制。二十三年七月警察官及消防官服制を改正し。服裝規則を定む。二十四年八月又服制を改む。二十七年三月追加。二十九年十月勅令第三百六十六號典獄。分監長。看守長。看守服制及提燈徽章等を改む。同十一月巡査服制を改む。三十年十月典獄。分監長。看守長の署服を定む。

【遞信省】鐵道は其の設置の頃より。滊車郵便係の服裝は明治十四五年の頃より。一定せられ居りしが。十八年に至りて郵便船掛の服裝を一定せられ。三十一年九月港務局員服制を定む。

フクセ

【議院】明治三十年十月貴衆兩院守衞長以下服制を定む。

【内務省】明治三十二年七月海港檢疫官の制服を定む。

【臺灣官吏】明治三十年臺灣總督府巡査服制を改む。同二月同府稅關職員服制を定む、警部以上及び看守長以上は内地の制に同じ、三十二年二月總督府文官服制を定む。

【女服の制】明治十三年十二月宮內達を以て勅任官の夫人朝拜の節服飾を定む。十七年九月及十一月之を改め、又奏任官婦人の服制を定む。

下田歌子の本邦女子服裝の沿革。明治廿二年一月三井吳服店發行花衣に曰く、「第一期、本邦女子が服裝。太古の事は、甚だ曠漠として、審かに知り難しと雖も、始めはちはやを著て頸及び手腕等に曲玉を飾れりけん、ちはやといふものは、たゞ長き布を以て、胴は胴、腕は腕と、其形ちに從ひて、くる〳〵と卷きつけ、其餘りの兩端を、腰より以下に長く垂れて、其上より布を帶したる迄なりきとぞ。」第二期、其れより少しく進みては、細き袖(筒袖の如くにして、行の極めて長き製なり)。やゝ長き裙に。領布、裙帶等を施し。玉を飾ること、古製の如くして。これも漸々巧みになり行きたり、其頃は、すべて、左衽なりしなり。」古圖、古書を按するに、領布は、たゞ長き布帛を頸に打ちかけて、前面の左右に長く垂れ、裙帶は、帶(勿論。今のしごきの如きものなり)の結び目の末を、腰の左右に長く垂れて。引きたるにて。後世桓武の頃にいへる領巾、裙帶とは、大いに其形狀を異にせるが如し。また於須比といふものを著けたり、於須比は、布帛を頭より打ち被りて、長く、裳裾まで曳きしなり。後世の被衣は、この餘波なりといふ、左もやあらん、是れ則ち神功皇后征韓以降、やうやう外國の風俗。我が國に移り來りし時の衣裳なり。」第三期、奈良の朝に至り。唐土の制度、文物に摸擬せらるゝこと、盛んなるに及び、朝服も亦、純粹の唐制となり、其當時の采女が、服裝の古圖は、唐美人の服と異なることなし。」以上はすべて、上流婦人の服裝なり。下流女子の衣服は。今判然之を知り難しと雖ども、極めて、簡單不完全なるものにして、たゞ其身體を被ふに、過ぎざりしものゝごとし。」第四期。中古。即ち桓武の朝頃よりして、唐制の衣服に、幾多の改造を加へられたりと覺しく、女服も左記の如く改まりたり。先づ第一に單。第二に打衣、第三に表衣を著て帶をなし、袴を著、唐衣及び裳を著けしなるが。其れよりまた進みて。先づ小袖、袴、單、打衣、五つ衣、表衣、唐衣、裳と重ね著たり、孰れも色目、地紋等に就き、或ひは其織もやう、色に禁止のものあり。こは官爵の等級によりて、許さるゝことなりき、其頃に至りては、賤女も衣裳の制ありと見えて、細袴を著て云々と、古書にも記せり。當時は婚姻の服とて、別に定まりたることなし。但し中宮御產の時(即ち上東門院)、すべて白色の衣服を用ひられしより此方、產屋の服及び裝置は、白色を用ふるをとなれりき、斯くて何時の頃よりか、白衣は大方吉服に可なるものとせしが如く、婚儀にも白裝することゝなり、顯露、即ち三日の祝儀より、色直しとて。種々の色を用ふることゝはなれり。其頃より喪服の制も定まりて、墨染の衣、即ち大喪には黑色の麻布、小喪には鈍色の平絹等を用ひ。其死者の近親者程、色濃く染めて服したりき。」第五期、鎌倉覇府創設以降、皇室の服制は依然として。別に變更あることなきも、武家には更に一流を立てゝ、やう〳〵別樣の風を作り出だしぬ。但し元三の如き正式には、尙は將軍の御臺所は、袿衣、袴、五つ衣、裳、唐衣等を著たること、公家に異なることなかりしも(これは德川氏以降も)足利氏に至りては、大抵の時には、袴を著ずして、袿衣のみを著し。其れより袿衣の制作は。小袖と折衷して、今の搔取の制出で來るに至れり、腰卷も足利氏の頃より。夏の衣裳に用ひ始めしにて。こはそのかみ朝家の女孺が著用したりし。掛衣より轉じ來たれるなりといへり、掛衣も、やはり五つ衣の略稱の如く、單に衣とのみ呼べりき。」第六期、德川將軍時代に至りては。朝家の女服も其位爵に從ひて。地紋及び色目等一定の制限出で來て、往昔の如く、互ひに新意匠を競ひて、種々異樣の好みを、織りもし染めもせしむる如き事は、極めて稀れになり行きたり、而して武家には、冬は搔取、夏は附帶を用ひ(附帶の節は、腰卷も著けたりしなり)、袿衣、袴等はたゞ御臺所が、元三祝賀の時にのみ用ひらるゝ事とはなりぬ、さて其當時より、七八十年前迄は、女子が普通の服裝は、縞模樣のはでなるものに、紅、萌黃、紫等さま〴〵の裏をつけ。又は其裾にもして著し、帶の幅は僅かに二寸より三寸許迄のものなりき、又元祿時代には、幅廣にまろき打紐をも。帶にすること流行せり、德川氏以降、婚姻及び喪儀の正服は。全く白色を用ふることゝなれり。」第七期、斯くて米艦渡來の頃より、女服の風もやゝ一變したりき。其始め吉凶事ある每には、七分以上の喪は、正式には疎なりとも、搔取打ち著たりし制も、やう〳〵廢れて、大方は附帶となり、其程よりして帶の幅、次第に廣く、其質も亦後には強くなり、維新の前後に及びては、貴族の女子も。競ひて下ざまの風を摸することゝなり、一時は紋附にも花色絹の裙裏をつけ、黑繻子の半襟をかくる事さへ流行するに至れりしは、全く勉めて目だゝぬ風俗をと希ひし結果なるべし。」第八期、蓋

フクセ
フクセ

フクセ

し。朝廷の女服は。尙ほ維新後迄。依然舊樣を存せられし。裳。唐衣。五つ衣等を略せられて。ついで往ぬる明治十七年十一月の御布達に於て。左記の如く定められたり。

【大禮服】袿(冬は地。唐織。色目。地紋隨意(後に單衣を追加せらる)。夏は。地。紗の二重織。色目。地紋。同斷)。○袴(地。精好。色緋。但後宮奉侍の女官は長きを用ふ。其他の夫人も長きを用ひしことあり)。○服(冬は。白の練絹。夏は晒布、櫛を用ひたることもあり)。○扇(檜扇)。○履(袴と同色の絹)。大禮服は親王妃殿下及び勅任官。麝香間祗候の方々の夫人。後宮女官等これを着用せらる。元旦の朝拜其他おもなる公式に著用し。又私の婚姻等の如き禮式にも用ひられしなり。

【通常禮服】袿(冬は繻珍または純子。其他織物何にても色目。地紋隨意。夏は紗。色目。地紋隨意)。○袴(地。隨意。色目。緋)。○服(冬は。白羽二重。夏は晒布)。○髮(垂髮。仕樣隨意。櫛の事前同斷)。○扇(隨意)。○履(隨意)。通常禮服は觀櫻。觀菊の御宴に召されたる時及び平常拜謁の節。また公私の宴會等にも着用す。また奏任官以下。其待遇を受くる程の。家族の正服として用ひられたり。

○袿(冬は地。綸子。綾紗。綾。羽二重。平絹等。色目。地紋隨意。夏は。地。絹。紗。絽等)。○袴(地。色目。共に隨意)。○服(地。色目。共に隨意)。○髮(隨意)。○扇(隨意)。○履(隨意)。通常服は。中人以上の婦人。平常適宜に用ふるも。苦しからずとなり。地紋は。共緯。雲鶴。小葵。雲立涌に。向ひ鸚鵡(雲立涌に他の物をつくるは苦しからず)。鳳凰の形の中。眼長き方。色目は。黑色。鈍色。柑子色。萱草色。橡色を禁ぜらる。禁紋は。畏き御あたりの御服に用ひさせ給へるを避け。禁色は。從來凶服に用ひ來りしを忌まれたるなるべし。

我が邦。女服の沿革を畧記すれば。以上述べたるが如くなりと雖ども。今爰に委しきを誌るすに暇なければ。略ぶきて載せず。以下現今行はるゝところの吉凶事禮服に就きて。詳記すべし。【婚姻の服】婚姻の服を。假に三等に頒ちて。卽ち眞行草とも號けつべし。往昔は婚姻より三日目。露顯の祝宴に色直しとて。白色の衣裝を脫ぐこととなりきといへど。今は大抵當夜夫婦がための盃終ると。頓て色直しとて。白色ならぬ衣服に更る事とはなれり(但し前段本邦禮服の所を見合せて。身分地位等の斟酌あるべし)。第一【眞】○冬服之部○一袿衣。唐織(白地に白の浮紋。幸菱。中倍裏共に。白羽二重)。○袴。精巧(留袖なるは緋色。振袖なるは濃緋色)。○長袴。切袴(前章を見合すべし)。但し婚姻にも。袴は。緋。濃緋色を用ひ。間著に紅梅色を用ひたるが本儀なれども。好みによりては悉皆白色たるも可なるべし。卽ち太古の吉服に習へればなり。○單衣。唐織、白地に白の固紋。幸菱)但しこれは省くも可なり。○間衣。練絹(紅梅色)。これも袴に習ひて。白色たるもさしつかへなし。色の間著は。往昔は年齡によりて用ひしなり。今は振袖の人のみ用ふることとして可ならん。○同。練絹(白。裏白羽二重)留袖の人用ふべし。總じて間著は。四月一日よりは廢すべし。○小袖。白羽二重(裏共)。間著の下に用ふべし。○肌著(白羽二重)。○帶。白唐織。又は綾綸子(幸菱)。○被衣。練絹白(夏冬共に單衣たるべし)。銀の摺箔幸菱をおくも可なり。之は緣女車より出でゝ。設けの席へ通る迄。かつく者なり。畧して用ひざるも妨げなし。○夏服の部。○袿衣。二重織縫取(白地に白の浮紋。幸菱。中倍。裏共に。白の生絹)。○袴。冬服の部に在るものと同じ。但し切袴は。夏冬共に單たるべし。長袴は冬は裏つけ。夏は單なり○帷子。麻晒布白。○肌著。右同斷。○帶。冬に同じ。○被衣は。若し用ふれば初夏は冬の如く。練絹の單。盛夏には生絹たるべし。猶別記女子服裝の所を見合すべし。但し色直しには。又別に各種の色模樣なる袿衣を用ふるも。或ひは搔取にするも。尙ほ畧して。附帶にするも適宜たるべし。其故は從來の如く。同夜に數回更衣するは。極めて煩はしきことなれば。祝言の式だけは。最も嚴肅にして。自餘は大抵畧したきものなりといふ大家の說に。左袒すればなり。第二。【行】○冬服の部○搔取。白綾(幸菱。裏白羽二重)。○小袖。白羽二重(裏共)。○長襦袢。白羽二重(裏共)。○肌着。右同斷。○帶。白綾(幸菱又は白地に銀の摺箔。幸菱)。夏服の部○帷子。白麻晒布(銀摺箔。幸菱)。但し略しては絽にて。白地に白の幸菱を織らするも可ならん。○肌着。白麻晒布○帶。地質。色。紋共冬に同じ。但し搔取下の帶よりも幅廣にして。矢の字に後ろにて結ぶものなり。○夏服には。附帶に腰卷を本儀とすれども。腰卷も。附帶も。今は餘り異樣に見ゆべければ。右の如く取捨折衷したるなり。○帶留。白の丸ぐけひも○色直しに。尙ほ搔取を用ひば。地赤たるべし。前條云へるが如く。これより附帶をするも差しつかへなかるべし。○第三【草】○冬服の部○表衣(但し普通の服)。縮緬。色(空色。紅かけ空色。桃色。とき色。薄萌黃の類)。高裾もやう。何にても祝賀の意あるもの。但し地質は。縮緬には限らず。何にても可なり。○下著。白羽二重(裏共)。初冬。晚春は一枚。餘は二枚○襦袢。白羽二重(裏共)。○肌著。白羽二重)帶。何にても。衣服に移りよくして。模樣は祝賀の意あるもの。○帶上げ。色は紫色。鼠色。樺色等を除き。他は何にても隨意。地質隨意。○帶どめ。これも帶上げに同じ。但し丸ぐけ紐たるべし。總じて祝賀の服に。黑色を

フクセ

用ふるは。能く注意して。濫りにすべからず。殊に黒縮緬は。甚だ喪服に紛らはし。若し強て用ひんとならば。裾のもやうを。極めて花やかにすべし。〇夏服の部〇帷子。麻晒布。色。模様は冬服に準ず。但し略しては。絽を用ふるも苦しからず。重ねは必ず白の麻晒布たるべし。〇肌著。白麻晒布。〇帯。冬服と異ることなし。〇帯上げ。同上。〇帯留。同上。〇喪服。喪服は縞麻の服。即ち黒染の麻布を用ひて。近親遠族の別。及び忌服日數の多寡に從ひて。其色の深淺を增減し。從ひて輕服には墨染ならぬも。すべて花やかならぬ色と。紋なき地とを用ひたりし。我が往古の制は。極めて悲哀の心情を表白する眞理に適ひたるものにて。且現今泰西風の喪服の制に髣髴たるも奇なりといふべし。而して德川氏以降。武家に白色の服を用たりしは。一種の意味ある事なりと聞きしが。今も其制を逐ひて。白色の服を用ふる翟無きにしもあらず。こも亦三百年に近き時世の制度に習へるなれば。無下にいはれ無しとは誣難きも。なほ客年御大喪の節。公けより定め給へる御制度に從ひ奉ることそ。臣民たる者の本分ならめとて。畏けれども爰には。其序によりて。其掟のまゝに記し。且つ定め加へたるなりけり(尙婚姻服の所に云へるが如し)。第一【眞】〇冬服の部(但し大喪第一期。重服者之を用ふ。中倍無し裏も表も同じ)。〇袿。麻布(地疎きもの)。墨染(光澤無き黒色)。〇袴。麻布(右同斷)。柑子色。裏なし。〇小袖。白羽二重。〇肌著。右同斷。〇帯。右同斷。〇夏服の部。〇袿。冬に同じ。但し單。〇袴。冬に同じ。〇帷子。白麻晒布。〇肌着。右同斷。〇帯。冬に同じ。〇冬服の部(但し大喪第二。三期輕服者之を用ふ)。一袿。平絹。鈍色。中倍なし。裏も表に同じ。但し鈍色とは。今の鼠色の事なれとも。德川將軍以降。朝廷には。青鈍を用ひさせ給へるよしにて。今は鈍色としいへば青鈍色の事の樣になりたり。青鈍は藍氣鼠の事なり。〇袴。精巧又は生絹(萱草色)。〇小袖。白羽二重。〇肌著。右同斷。〇帯。無紋。地は何にても。色は赤を除くの外何にても。〇夏服の部〇袿平絹單(初夏。晩夏)。麻布單(盛夏)。鈍色。〇袴。冬に同し。〇帷子。白麻晒布。〇肌著。右同斷。〇帯。冬に同じ。第二【行】〇冬服の部〇表着。縮緬或は紬等。總て光澤なき物(又は正式に麻を用ふるもよし)。無紋黒。〇下著。白羽二重。〇肌著。右同斷。〇帯黒繻子(特に光澤なき。黒無地の物を用ふるもよし)。〇帯上げ。白無地。〇帯留。黒無地のくけ紐。又は打紐。〇夏服の部。〇帷子。麻晒布。黒無紋。重ね白麻晒布。〇肌著。白麻晒布。〇帯。冬に同じ。〇帯上げ。右同斷。〇帯留。右同斷。〇第三【草】〇冬服の部。〇表著。地質何にても苦しからず。但しなるべく光澤なきもの。色。黒。鼠の內紋附にして裾模樣無し。〇下著。白羽二重又は鼠茶等の無地物。〇肌著。白羽二重。但し襟と袖とのみにて可なり。〇帯。第二(行)と同じ。〇帯上げ。右同斷。〇帯留。右同斷。但し帯留は金銀寶石を除き何にても。〇夏服の部。〇帷子。麻晒布。黒又は鼠色紋附にして。裾模樣なし。重ね麻晒布。〇肌著。白麻晒布。〇帯。冬に同じ。〇帯上げ。右同斷。〇帯留。右同斷。但し書き右同斷。

フクハラノセムト　福原之遷都。(ミヤコを見よ)

フクビキ　福引は。ふるくより爲し來りし遊戲なり。和訓栞云。ふくびき。壒嚢抄に。年始に二人むかひて。餅を引破るを。福引といふ。內裡の餅の名を福生菓といふといへり。今いふ福引は。天正二年正月に。短籍を探らしめて。其の字に隨ひ物を賜ふ。是始め也。」梅園日記云。正月福引とて。鬮にて人に物とらする事あり。物に見えたるは。月堂夜話に。或人云。正月の福引は。昔は兩人して。餅を引合て。兩方の多少取たるを見て。其年中の禍福を見しとあり。今代は種々の器物に取り代へたる也。餅を引取故に福引と名付とあり。又寶引ともいひけるにや。西鶴織留に。さる大名方に御吉例とて。正月三日の夜。大書院にて家久しき者ばかり召よせられ。寶引を仰付られける。ふすま障子の內より。五色の長緒を數百筋投出して。手每に一筋つゝ引取。此緒の末に付置れし物を。下されける。小せう引出す繩に。桑の木の撞木杖。家老職の引出す繩に。銀錢一貫文。或は唐織の卷物。御物拵の脇差。臼の古きにあたるもあり。提重箱。長刀。印籠。巾著。日傘。張ぬの夜著蒲團。ふり杓子をとるもありと云へり。按に是に似たることふるくあり。續日本紀に。天平二年正月辛丑。天皇御二大安殿一。宴二五位已上一。晩頭移二幸皇后宮一。百官主典已上。陪二從踏歌一。且奏且行。引二入宮裏一。以賜二酒食一。因令レ探二短籍一。書以二仁義禮智信五字一。隨二其字一而賜レ物。得レ仁者絁也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也とあり。またこれに似たる事。漢土にも亦あり。太平御覽(八百十七布帛部)に。鄴中記云。石虎以二辰日一臘。子日祀レ祖。大會二群臣於太武殿上一。使二各三探一。乃有下得二絹百疋一者上。有下得二數十疋一者上。有下得二一二疋一者上。虎輒大笑以爲レ樂。武林舊事に。二月一日。宮中排二辦桃菜御宴一。先レ是內苑。預備二朱綠花斛一。下以二羅帛一作二小卷一。書二品目於上一。繫以二紅絲一。上植二生菜薺花諸品一。俟二宴酬樂作一。自二中殿一以次。各以二金篦一挑レ之。后妃。皇子。貴主。婕妤及都知等。皆有レ賞無レ罰。以次每斛十號。五紅字爲レ賞。五黑字爲レ罰。上賞則成號。眞珠。玉杯。金器。北珠篦環。珠翠領抹。次亦鋌銀。酒器。冠鋜。翠花。段帛。龍涎。御扇。筆墨。官窰。定器之類。罰則舞唱。吟レ詩。念佛飲二

冷水一。喫ニ生齏一之類。用レ此貢ニ戯笑一。王宮貴邸。亦多傚レ之。瑯嬛記に。致虚閣雑俎を引て云。七夕。徐𡡉妤。雕ニ鏤菱藕一。作ニ奇花異鳥一。攢ニ于水晶盤中一。以進上。極ニ其精巧一。上稱賞。賜以ニ珍寶無数一。上對レ之竟レ日。喜不レ可レ言。至ニ黄昏時一。上自散ニ置宮中几上一。令ニ宮人闇中摸取一。以ニ多寡精粗一爲ニ勝負一。謂ニ之闘巧一。以爲ニ歡笑一など見えたり。」嬉遊笑覧云。福引は正月の節物なるも故なきにあらす。然れ共古き俳諧の季寄にはなし。但付合發句にも稀には見えたり。そは世に專らあるをなれは也。世話燒草(明暦二年)「おさあいやいと遊ひつゝ笑ふらん。只ほうひきにかつはしるしも」。(春の句の内なり)。滑稽雑談に。攝州箕面辨才天の社に。毎歳正月七日。寳の行事を修す。是を得る者必幸ありて。萬家に充ると云。是も福引なり云々。鶉草(寛永二十一年)姫子ははれつきほうひきなとしてと見ゆ。洛陽集(延寶八年)「引きし松しめつる野べのどうふぐり。友靜。」これは子の目に寳引を用たるなり。胴ふぐりは寳引つなの根といふもの也。同集「いざ子供駒引錢につなゆりがけ。一得」。是は寳引の句なり。此頃よりいと多く見えたり。五元集寳引讃「保呂かちから引なり胴ふくり」。寳暦年間の歸鑾六に。寳引とありて讃に燈子をかけり。昔より胴ふくりに用ひしをと見ゆ。又射覆とありて。讃に屏風の内よりつなを多く打かけたり。かく同し物を二つ出せるは。今も種々の物を多くのつな毎に。付て取らするを福引と云是なり。又寳引と呼はさにあらす。勝負をむれとするもの也。福引には摺こ木なとにあたりたるは。これをかつぎて舞するなどの興あり。又水をのませなどするをもありと見えて。其角が類柑子に。冠り付このをいひて。福引の水を飲ぬものぞと。かろ〳〵しう心得て云々。不角が矢根鍛冶集(上)「まづおめでたい〳〵。福引に水をまいるも賀下地」。(正徳元年卯十二月晦日。町觸前々度々相觸候須。町方にてとみつき。又は大黑つき。或は俳諧前句附。三笠付抔と名付。博奕かましき儀。堅致間敷候。其後いつの程よりか。正月は街上にてこま廻し寳引あり。明和の初めの狂詩に。早來四逹餅寳引。物中年始御祝儀といふ句あり。寛政の初迄も辻寳引はありき。サアござい〳〵と云て。子供を集る故。是をさございと云り。當るものには。菓子翫物をとらするなり。禁有て止む)福引の遊戯は諸書擧くる所右の如し。今も仍は此戯は行はれぬ。

ブグブギヤウ　武具奉行は。徳川氏の頃置きたる職名なり。猶王朝の兵庫寮の如し。徳川禁令考に云く。【弓矢槍奉行】(累代武鑑不載。柳營秘鑑に御弓矢槍奉行。御役料十人扶持。官中秘策に御弓矢槍奉行二人。御役料同前。組附。同心組頭二人。同心十九人宛。安政武鑑に。御弓矢槍奉行二人。御役料七人扶持。組附。同心組頭四人。同心十九人宛。按に。文久三年此職を具足奉行へ併せ。組同心は鐵砲玉藥奉行組へ加入する達あり。【具足奉行】累代武鑑に不載。柳營秘鑑に。御具足奉行四人。御役料七人扶持。組附同心五十人。組頭共。官中秘策に御具足奉行二人。御役料同前。組附。同心組頭四人。同心三十人。安政武鑑に御具足奉行二人。御役料十人扶持。組附。同心組頭四人。同心三十人。右具足奉行後に武具奉行と改唱して。稍體制を變す(文久三癸亥年七月二十八日)。武制改革に付諸扶持米渡方達(按に。此達の旨を推せは。弓矢槍具足の諸奉行及ひ具足弓矢槍奉行組同心等の組織變更に付。辭令書あるへし。今存せす。此達しは其給米の渡方を勘定奉行へ指令するものにして。頗る事跡を知るに足る。故に此に收む當時の形勢を示す)。御勘定奉行え。覺。今度御改革御弓矢槍奉行勤向。御具足奉行え打込に被仰付。御改名御武具奉行と唱替被仰出。御具足奉行組同心之儀も打込勤。御武具奉行組同心と唱替被仰出候間。可被得其意候。依之御武具奉行御役扶持以來拾五人扶持宛に増被下候間。其段可被申渡候。尤席之儀者。唯今迄之通候事。一御弓矢槍奉行組同心之儀者。一同御鐵砲玉藥奉行組同心増人に被仰付勤候内。何れも取來通御宛行被下候事。」右之趣相達候。可被得其意候事。七月。右河内守殿御渡(御書付留)。

フクメン　覆面とは。面をおほふの字義にして。是は神官等が神前に供物などする時。布帛又は紙をもて鼻口をおほひ。清浄を表するの意なり。又鄭重の進饌の時なとにも。覆面を用ふといへり。和訓栞に。ふくめん覆面と書り。事物紀原にみゆ。死者には面幕といへり」とあり。今世畧しては紙を折りて口に咬へて之に替ふ。貴き刀など拜見する時差當り斷くするなり。又梅園日記云。覆面は眞俗交談記云。二間御鏡。嵯峨天皇御記云。毎月朔朝。御代鏡奉レ拭之。伯耆所レ役也。著ニ浄衣一。用ニ覆面一。細々要記云。貞治四年八月十二日。神木御歸座云々。神官等覆面。本社の御榊。五所の御正體を捧奉る(榊葉日記。太平記亦同し)。今川大雙紙云。尊主の前の加用の事。始をはり迄一人なり。いかにも衣裳を改めふくめんをすべし。豫章記云。貴殿御羹盛者覆面を垂て。水火を淨けると申傳たり。按するに。眞俗佛事編云。覆面蠶𧍧經下云。持誦新帛蔽ニ其面門一。是覆面の本説なり。又餘執には名ニ淨帛一。又もろこしなるは。天祿識餘云。元仁宗宴ニ群臣於長春殿一。供事内臣進レ饌。有ニ咳病一。帝惡ニ其不潔一。命爲ニ疊金羅一半面圍レ之。許レ露ニ兩眼一。下垂至レ胸。自レ是進レ饌者以レ此爲レ例。通雅(衣服)云。屏息奉獻以掩レ鼻者。遯園日。大常供奉祭品。如ニ褻醯之類一。

其奉獻人口鼻。用レ物作二長袋一。繋二頸後一。俗名二抵鬚一非也。志名曰二屏息一。太廟以二黃羅一。他祀以二紅紵絹一爲レ之と見えたり。但覆字おほふとよむ時は。ふうの音なるを。誤來れり。太平記音義にもふくめんとあり」といへり。三省錄に。或神社佛閣へ參り。野かけ遊山に出て。先にて乘物より下りありく時は。覆面をかぶり。かほをつゝみ。目ばかり出してありし故。顏を人の見知る事なし。すべて息女七歲以後は深窓にかくし人にまみえさせず。召仕の針妙腰元半下にても。外へ出るときは顏を覆面。又は綿にてかくし。顏を出してありく女は一人もなし。明曆の頃までは。しんめうこしもとはかつぎをいたゞきありきしに。萬治の頃より江戸中かつぎはやみて。女かちにてありくときは。覆面の上に玉ぶちと云あみ笠をかぶりありくなり。御旗本衆其外いづれも此あみ笠をきる。其後寛文の頃は松坂といふあみがさ。延寶のころは熊谷笠と云あみ笠はやり。八分通りなどゝ吟味してかぶれり。其後天和。貞享の比よりあみがさ次第〳〵にやみて菅がさに成。一同是を用ゆ。あみ笠の時分は菅がさは陪臣のみかぶりしが。元祿の比よりをしなべて大身。小身は菅笠をかぶり。下々までも菅笠を用ゆ。むかしは何程强き暑氣にても雨さへ降られば。家來供するに菅かさかぶる者一人もなかりし也(古老物語)といへり。又嬉遊笑覽に。古へ女は外に出るに。衣かつぎ。深き笠を着。下樣なるは。桂包みなどして。覆面はせざりき。永正大永已後。手巾やうのものを頭にかぶり。上に笠きたり。これ覆面の類なり。職人盡の繪などに。賤き者は覆面して。笠きたるが多し。其外祭りには細男の覆面。舞樂には按摩蘇利古の象面あり。おぼつかなきは。源氏(夕顏)。源氏夕顏をかたらひ。河原院へゐて行たる處に。顏は猶かくし給へれど。女のいとつらしと思ふへければ云々。これは源氏が。夕顏に顏をかくして。見せざるなり。細流抄に。ふくめんをたれて。面をかくしてありくとある也。花鳥。かりぎぬの袖などを。覆面にせるにや。又扇などさしかざし。半面にかくしたる心かといへり。いかさま覆面にてもせざれば。誘ひ出してこれまで隱し居らんを。かたかるべし。されどかやうの人のふくめんしたるは。古畫などにも見及ばず。覆字おほふと訓ときは。フウの音なれども。ふくめんと云來れり。象面は假面にて半面とは異なり。神功皇后異國を征伐し給ふ時。磯良といふもの覆面して舞へるより起れりとぞ。皇をいやまひてしかせしなり。俳諧懷子付合「立かへりみる塗笠の內。ふくめんを誰ともしれぬ姿にて」。寬文の頃迄も。ぬり笠の下に。手巾をかぶれり。奉使倭羅斯日記。遇二疾風一揚レ沙。目不レ記レ視。須レ用二瞼單一。これまた覆面の類なるべし。江戸近來大火たび〳〵あり。燒原にて。風灰をあげて。目に入る故。老人などは目がれをかけてありくを見て。頓てうすき硝子をいさゝか目のあたる處に用ひ。紙をもて目かれのやうに作りたるを灰よけとて賣るを初まれり。文政年中より起る。古く笠の下にふくめんしたる是をほゝかぶりといへるにや。太平記師直誅せらるゝ處に。蓮葉笠を引切て捨るに。頰被りはづれて片顏の少し見えたるを云々とあり。又今いふほゝかぶりは似勢物語(寬永中の草子)。おかし男ほゝかぶりして。ならの京春日の里に酒のみにいきけり云々。五元集「名月や居酒のまんと頰冠り」。明曆二年丙申二月二十四日町觸跡々より如中觸候。ほゝかぶり頰覆面彌法度候間。あみ笠の下又は編笠なしにも堅仕間敷候。むかしよりこの法度有しなり」とあり。今も神官等神前奉物の時は覆面をなせり。但笑覽にいふ所の覆面は。淸淨を表するの趣意とは。異なるものゝ如く見受られたり。

フグルマ　文車。和訓栞に。昔文席に引出して。書籍の用を辨すといへり。徒然草に。多くて見苦しからぬは。文車の書。ちり塚の塵とあり。上に出せる圖は。なよだけ物語に載たる所にて兼好法師より前かたの繪なり。下に圖するは石山緣起の繪なり。今はかゝる優美なる調度を見ることも少なかるべし。

フクロアラヒ 袋洗。攝州伊丹にて新酒を絞りたる袋を洗ふを袋洗ひとは云ふなり。山海名産圖會に曰く。伊丹にて新酒成就の後猪名川の流れに袋を洗ふ。その頃を待ちて近郷の賤民此洗瀝を乞ふ。其風味薄き醴(アマザケ)の如し。是また他に異れり云々と見ゆ。故に鬼貫が句にも「賤の女や袋洗の水の汁」と云へり證とすべし。

フクロダナ 袋棚。床の間の側に付る棚を。袋棚また袋戸棚ともいふ。和訓栞に。行幸。御幸の時。疊紙香具などを袋に入て持す。そを納め置くの棚なりといへり。一説には。茶人紹鷗始て造るといへり。よて紹鷗棚と名くるあり。「我名をは大黑菴といふなれば。袋棚には秘事をこめける」。鷗四條室町に住す。蛭子祉に隣るを以て。大黑菴と名くとぞ。鷗は武野氏武田信光の末なり。茶道を珠光に受け。千宗易に傳ふ。又和歌の傳を逍遙院に得て。時に名を得たりといへり。

フケシユウ 普化宗は。禪家の支流なり。普化を以て祖と爲す(普化は唐人なり。盤山に師事し。密に眞訣を受く。將に滅を示さんとす。乃ち市に入り。人に謂て曰く。我に一箇の直裰を與へよ。人或は被襖を與へ。或は布裘を與ふ。皆受けす。臨濟人をして一棺を送與せしむ。便ち之を受け。乃ち衆を辭し。自ら棺を擎て北門外に出て。鐸を振て。棺に入りて逝す。群人棺を揭て。之を視れば已に見えす。唯空中の鐸聲漸く遠きを聞く)。身僧衣を著せす。頸に袈裟及ひ方便囊を挂け。深檐襕笠を戴き。尺八笛を吹き。市門に登て米を化す。其徒頗る蕃し。關西は京師妙安寺に隸し。關東は江戸一月寺に隸す。然れとも誦經せす。戒行せす。剪落せす。故に無賴の徒多く之に歸す。德川幕府の時。其徒へ達せられたる觸書等を見れは。其の徒中の規約を明にするに足るへけれは。爰に之を擧く。云く。總州小金一月寺。武州靑梅鈴法寺門弟共。相用候深編笠。在々にて商賣仕候者も。以來兩寺又は國々其最寄にて。右末流の寺院より印鑑受取置。合印不致持參者へは。虛無僧竝商人たりとも。堅賣不申樣可致旨。御料は御代官。私領は領主。地頭より可申渡候。右之通可被相觸候。寶曆四戌年十月○小金一月寺。靑梅鈴法寺。右兩寺より本則相望候者へ致附與候儀。是迄於一月寺は任懇意。士商の無差別。致附與來。於鈴法寺は武家の儀は任望。町家の者へは致懇意候ても。決而不致附與候へとも。尺八手練の者相望候に付ては。竹名を相許來候由。一月寺方にては竹名と申儀無之由。彼是兩寺取扱區々相聞候。一宗派の兩寺たる上は。左樣には有之間敷事に候。自今以後は兩寺より本則懇望の者へ附與。仕官の者於相望は。其人品得と相糺。不爲背法出奔等に無之候はば。慥成證人取之。可任其望。其外百姓町人等は縱只管相望候とも。畢竟遊戲の儀にて。不益の事に候得は。急度令停止候條。可得其意候。且鈴法寺方にても。町家尺八手練の者へ相許候竹名の儀。是又其用無之事に候。向後堅無用たるへく候。附。本則所持の虛無僧姿に修行いたし候儀。形を相忍不申候て不叶子細有之。番所罷出相願候はゞ。其趣得と承糺。實に紛無之候はゞ。其日限に任望可遣。其日不得本旨候はば。又翌日法衣等貸可遣。連日任其意候儀。可爲無用候。尤致修行候方角等承糺。假にも遊與の筋に候はゝ。兼て致附與置候本則も可取戾。且又衣服の儀。寺法の通。綿服。或は絹紬に限修行者相應之儀。勿論之事に候。右之趣相改申渡候條。諸國本則差出候樣の末流の寺院へ相觸之可申候。尤延寶年中書付を以て申渡候趣。彌以嚴重可相守。若於違背は可爲出事もの也。寶曆九卯年。」【金先派】下總國葛飾郡小金ヶ原金龍山梅林院。一月寺。下總國船橋神明山淸山寺。武州神奈川春木山西向寺。遠州濱松鈴峰山普大寺。上總山邊郡不動山淸岸寺。同夷隅郡長光山折鈍寺。同望陀郡三呼山松見寺。筑後大間柳川月江院。同生葉郡林接軒。下總寶珠寶珠山觀念寺。武州江戸龍浮山本昌寺。駿州府中福聚山無量寺。相州三浦郡浦谷山龍山寺。同大沃寺。同南松寺。房州長生郡福生山永福寺。」【活派】武州靑梅鶴鈴山鈴法寺。同大光山安樂寺。相州伊勢原照現山神念寺。下總關宿寶室山東隅寺。武州八王子光輝山降水寺。甲州乙黑來幾山明暗寺。武州上峰龍岸山松經寺。豆州大切龍源寺。上州上田養壽山利光寺。武州小川泰永山高圓寺。」【梅士派】下野宇都宮松岩寺。同神田松安寺。同大田原普計寺。同祖母井普門寺。同古江安養寺。同茂手木梅川寺。常州新治郡光安寺。常州新治郡江戸崎大慈寺。下野湯本觀雲寺。」【小菊派】下野上川長福寺。同日光明山淸雲寺。同藥師寺淸門寺。奧州福島山菊山逹芳軒。上州下妻心月寺。同淸源寺。武州深谷稻荷山福正寺。常州筑波古常寺。下野鹿沼注泉寺。」【虛竹派】城州京大佛虛靈山明暗寺。筑前薄田金門山一朝軒。勢州門田郡岸岡村打越陰法山金濟寺。石州西岸寺。」【根笹派】上州高崎金剛山慈上寺。同大龍山淸海寺。同白井白井山滿水寺。同沼田瀧坂山圓法寺。越後中野原秀峰山明暗寺。奧州白石新定軒。同喜染。」【不智派】奧州花輪武音寺。同增田布袋寺。同舟田松源寺。同山野目三夕。同山野神鈴峰寺。同山之上花林軒須宅。同鶴師門笠。羽州山形外龍軒。同秋田風袋軒。後々山一龍軒。永寺。勘車。勘夕。德山。」普化禪師居常入レ市振レ鐸云。明頭來。明頭打。暗頭來。暗頭打。四方八面來。施風打。虛空來。連架打。一日臨濟令二僧把住一云。或遇二不明不暗來時一如何。師托開云。來日大悲院裏有二齋僧一。回擧似レ濟。濟曰。我疑二著這漢一。虛無僧本寺。京都虛靈山明暗寺。年號月日。汶水判。宗門之法式堅可被相守者也。附與

誰子。【虛無僧】終死日涉に云。禪家之支流。有二虛無僧者一。以二普化一爲レ祖。身不レ著二僧衣一。頸挂二袈裟及方便囊一。戴二深檐簡笠一。吹二尺八笛一。登二市門一化レ米。其徒頗蕃。關西隷二京師妙安寺一。關東隷二江戸一月寺一。然不二誦經一。不二戒行一。不二剪落一。故無賴之徒多歸レ之。貞丈雜記に云。薦僧と云者。古はぼろ〱といひし者也とぞ。つれづれ草に。ぼろ〱と云もの。むかしはなかりけるにや。近き世にぼろんじ。梵字。漢字などいひける者。其始なりけるとかやとあり。然ば鎌倉時代の末つかたより始る歟。」此事。嬉遊笑覽最詳なり。云。薦僧は甘露寺職人盡歌合に。暮露とあり。其歌に馬ひしりともいへり。徒然草に。しら梵字といふ暮露師の。仇なるいろおし坊と云暮露と。かたみにつらぬきあひて。死たる物かたり有て。ぼろ〱といふもの。昔はなかりけるにや。近き世に。梵論字。梵字。漢字などいひける者。其始めなりけるとかや。世をすてたるに似て。我執深く。佛道をねがふに似て。鬭諍を事とす。放逸無頼の有さまなれども。死をかろくして。少しもなつまさるかたの。いさぎよく覺えて。人のかたりしまゝに。書付侍るなりといへり。暮露といふもの。その所行右のごとく。其形狀は。ぼろ〱の草子(明惠上人の作なり)に。兄弟の出家あり。兄を蓮華房。弟を虛空房とぞいふ。兄は念佛修行に諸國を廻り。弟は活僧の風を學び。頭髮を牛にきりて。綸がきたる紙衣をきて。一尺八寸の太刀をはき。八尺の檜木の棒をつき。諸國を行くといへり(尺八は。この腰刀の寸法なれば。後にこれにかへたるにや)。此さま職人盡の畫にかなへり。髮は散亂るゝ故に。鉢卷をなし。刀をさし。黑き袴に。白き衣著たるは。紙衣なるべし。兼好が物語の。暮露。此さまにこそ。沙石集(八)。ある入道法師云々。所領得替の後は。ひたすら暮露々々の如くにて。惟に紙衣をきてねる。その頃いまだ尺八をふかず。其後薦といふは。むしろをも負てありければなり。三十二番の職人歌合に。算おきと。薦と。番ひたり。題は花と述懷なり。こもの歌「花ざかり吹とも誰かいとふべき。かせにはあらぬこもが尺八」。「さし入もみるや酒やのかすほうし。聲をかへてもこふは茶がはり」。判詞に。薦僧は。三昧紙きぬ肩にかけ。面桶腰につけ。貴賤の門戸によりて。尺八ふく外には。別の業なきものにや云々。こも僧の歌。糟法師に。乞食の愁吟をゆつりて。わづかなる竹のふしに。世をわふる聲を。切いたしけむも。わりなき方便とこそおぼえ侍れ。みそにも酒にも。はなれぬ詞にて。此かす法師。いひしりて聞ゆとあり。其こもの畫。大概前に引る。職人盡のさまと似たれども。鉢卷せず。紙きぬは。袖なくて。放ちて著たり。腰に面桶と。薦の卷たるを付たり。薦は野外露宿の用意なり。今宿なしの乞食を。こもといふとおなじ。ぼろ〱とは。徒然草に。梵論と云名のぼろ見えたれど。それよりの名にもあるべからず。今もいふ詞にて。物の朽やるゝやふのをに。いへるこれなり。今物語に。門の下に。法師のまことにあやしげなるが。かしらはおつかみにおひて。かみきぬの。ぼろ〱とあるうちきたる。暮露と書はかなり。こも僧。尺八を吹ことは。傳ていふ。法燈國師。漢土より居士四人をつれ來り。播州鷲靈峰に居る。或人海上を船に乘り通りければ。異音の聞ゆるを怪み。尋れ求めて山に入ば。一人の居士。尺八を吹居たり。よりて其術をこひ。弟子となれり。霧海篪は其時の曲名なり。禪語に。霧海南針と云ふ事あるによる。是より其者名を虛竹と改め。諸國に遊行せむとす。居士。語を書て贈る。これ臨濟錄の內に。普化。鐸を振て。市中を唱へ歩行く云々。江戸には。鈴法寺と。一月寺の二派。本則を出す。鹽尻に。こも僧の尺八を業とするは。頁菴といふ禪僧より起るといふと有り。頁菴はいつごろの人にか。狂言記拾遺の內に。ろっあんしの。尺八の書といふをみゆ。もしこの頁菴歟。雍州府志。吸江菴中世有二異僧一。號二朗菴一。不レ知二何處人一也。慕二普化振鈴之作畧一。常好二尺八一。自號二普化道者一。尺八一枝之外不レ携二一物一。有三人問二佛法一。則吹一吹而去。與二大德寺一休和尙一善友。有二一檀越一。建二圓音寺於宇治川邊一。請三之寺中汲江菴其所二常住一也。居無レ幾不レ知二其所一レ終。都名所圖會。普化墓。黃檗門前の南。二町にあり。傳云。中頃虛無僧の祖。普化頁菴と云もの、墳なり。古へ此地は竹林にして。都鄙の虛無僧等。此竹を爭ひ截て。尺八に作る。故に今荒廢す。原普化禪師は。異國の人也。此頁菴と云もの。其宗風を慕ふて。もつはら尺八を愛し。四方に遊ぶ。世人これを呼て。和朝の普化と稱す。博物筌に云。明暗寺京三條より十三町。こも僧の本寺。關西三十三ヶ國の支配。釋朗菴。一休と常に尺八を吹。みつから風空道者と稱す。到る處こもむしろに座す。依てこも僧といふ。こも僧の體も。移り變りて。今はむかしといたく異なり。承應。明曆のころ。野郎あたまにはあれど。散髮にて。常の編笠をかぶり。白布のひとへを上に著たるは。そのかみの紙衣の遺意なるべし。此體元祿の初め迄もしかり。其頃より。袈裟を著たり。笠は其後迄も。淺く開きたるなり。其磧が。賢女心粧(四)。俄に尺八をけいこして袖を鼠色に染させ。綿厚に仕立て。搯鉢をみるやうな。あみ笠をとゝのへ云々といへるがごとし。寛延の頃に至て。大かた。衣服も今のやうに。丸ぐけ帶などになりしが。笠は下の方廣き窓ある編笠なり(今牢人乞食抔の著る笠なり)。錦の笛袋を腰にさげ。笠も萏める形を用ひて(今の笠にくらぶれば。少し淺きゝたなり)。だて風俗になりしは。明和以來なり。」德川

幕府の時。普化僧に就ての制條。所見の一二を擧ぐ○普化禪宗門の儀は武門の隱家にて。不入守護宗門也○日本國の虛無僧の儀は。勇士浪人。一時の爲隱家の不入守護の宗門。依之天下の家臣。諸士の席に可有之條。可得其意事○本寺宗法出置。其段無油斷爲相守可申者也。若相背者於有之は末寺は本寺より。虛無僧は其寺より急度以宗法可行事○虛無僧。渡世の儀は。諸國所々廻行專と仕由。其段指免申候。一遍修行の內。於諸國法體と申。虛無僧に麁末慮外の品。亦は托鉢等障り。六ヶ鋪儀出來候はゝ。仔細改本寺へ可申達候。於本寺不濟儀は奉行所へ可被召來事○虛無僧。托鉢の節。刀脇差。竝武具類。一切爲持間鋪候。總ていかつヶ間敷形致間鋪事。尤壹尺以下の刃もの。懷劍法儀指免可申事○虛無僧。托鉢に罷出或は道中。宿往來。所々何方にても。天蓋を取。諸人に面を合申間鋪事○虛無僧改として諸國へ番僧廻し。宗法行跡を改可申事○若似合虛無僧於有之は。急度宗法に可行。若又賄賂を受け。見遁に仕においては。番僧取上可爲重罪。總て猥無之樣可仕事○虛無僧の外。尺八吹申者有之は。急度指留可申。尤樂吹仕度者は。本寺より免し出申を勿論とすへし。武士の外。下賤の者とも一切尺八吹申間鋪。最虛無僧不可致事○虛無僧。多勢集り候て。逆意申合者於有之は。急度遂吟味。本寺。竝番僧に至迄可爲罪科事○虛無僧。托鉢に罷出。下賤の者痛を不省。托鉢或は宿等いたす間鋪事○殊以威遊興は勿論。私欲心賄賂饗應に可預事堅く停止。正道一己の愼無之に於ては。本則取上可被行○虛無僧。自然互に敵に候はゝ。遂吟味雙方申分無之樣に還俗申付。於寺內勝負可爲致候。諸士の外。一切不差免候。最負を以て片落成仕方堅く停止之事○諸士人を殺し。血刀を提。寺內え馳込候とも。留置仔細を改。不依何事武士の道候はゝ宗法に可任候。尤武士たりとも。咎人一切隱置申間鋪候。若其罪後日現遁かたきものは。早速繩を掛可被渡之時。一言の斷申間鋪候○虛無僧に罷成敵討度もの於有之は。其段委細相改差免可申候。勿論多勢集り。討申間鋪候。尤同道壹人免申候。併諸士の外一切免不申事○虛無僧修行往來の節。馬駕籠一切無用。殊に所々關所番所にて。不沙汰無之樣仕。本寺よりの本則往來出し。爲相改通可申。若又脇道より忍通申虛無僧於有之は。急度遂吟味可爲曲事事○住所を離れ。他國城下托鉢。修行。七日の外滯留堅無用。若又□之吹物停止に候はゝ。家門傳授之□寺の外。吹申間鋪候。勿論遊藝出合等吹仕間鋪候事○托鉢修行の節尺八定寸を離れ。長短成尺八等本寄色々の竹吹申間鋪候○虛無僧の儀。天下の家臣。諸士之席に可被定上は。常武門之心得不失□不致。何時にても還俗申付間。面に僧の形を學ひ。內心には武士之志を勵し。兼て武者修行之宗門と可心得者也。慶長十九年甲寅正月。本田上野介判。板倉伊賀守判。本田佐渡守判。」虛無僧本寺○寶曆八寅年十月御觸。總州小金一月寺。武州青梅鈴法寺門弟共相川候深編笠。在々商賣仕候共。以來兩寺又は國々其最寄にて右末流之寺院より印鑑受取置。合印持參不致候者之虛無僧竝尙人たり共。堅賣不申樣可致旨。御料は御代官私領は領主地頭より可被申渡候○寶曆九己卯年閏七月。虛無僧本則に付。一月寺。鈴法寺へ尋の趣。竝寺法取締方達書。寺社奉行へ。今度虛無僧之姿を似候者有之候に付。本則差出候節之始末。一月寺。鈴法寺へ相尋候處。兩寺之取扱區々相聞候。其上去年右兩寺相願候者。門弟共相用候編笠を。近年浪人體之者。其外俗人右笠をかふり紛敷。右體之者又者門弟之姿を似候者。所々致修行候樣相聞候。尤見合次第召捕候得共。若御尋者等之妨にも可相成哉。旁右笠俗人へ者賣不申向後兩寺印鑑を以賣買致候樣仕度旨。相願候に付。願之通申付候處。右願之趣意にも符合不致事候處。一月寺儀本則等不埒之取計有之。宗門一派へ對し。申譯無之致退院候由。致書置當四月出奔候由。然上は一月寺唯今迄之取計方不埒有之儀と相聞候。以來は兩寺區々無之。古來より之寺法可有之儀に候間。寺法之通猥無之樣申付方可有之候條。得と相糺申付方之儀。致評議相伺候樣可被致候。閏七月。右文字の誤脫等あるへけれど。其制令の概略は知るに足るべし。明治四年十月。普化宗を廢し。住僧の輩は民籍に編入せしむべき旨を令せり。

ブケハツト 武家法度。德川時代武家の諸法度と稱する者。將軍代替り毎に發布あり(先代の儘のを行ひし將軍もあり)。一種の憲法の如き者なり。德川禁令考に據り左に抄出すべし。云く。武家の法式を確定するは。慶長二十年を以て始とす。爾來幕府の嗣職宣下以後。大小名を登城せしめて法令を從聽せしむ。是歷世の定規たり。○慶長二十乙卯年七月。武家諸法度(台德公)は左の如し。一。文武弓馬之道專可㆓相嗜㆒事。左文右武古之法也。不㆑可㆑不㆓兼備㆒矣。弓馬者是武家之要樞也。號㆑兵爲㆓凶器㆒不㆑得㆑已而用㆑之。治不㆑忘㆑亂何不㆑勵㆓修錬㆒乎。二。可㆑制㆓群飮佚遊㆒事(寶永の諸法度第八條中に此趣再出す。其他此條なし)。令條所㆑載嚴制殊重。耽㆓好色㆒業㆓博奕㆒是亡國之基也。三。背㆓法度㆒輩不㆑可㆑隱㆓置於國々㆒事(寬永十二年より此條なし)。法是禮節之本也。以㆑法破㆑理以㆑理不㆑破㆑法背㆑法之類其科不㆑輕矣。四。國々大名小名竝諸給人各相抱士卒。有㆘爲㆓叛逆殺害人㆒告㆖者速可㆓追出㆒事(天和の諸法度より叛逆殺害等の文なし)。夫挾㆓野心㆒之者爲㆘覆㆓國家㆒之利器絕㆓人民㆒之鋒劍㆖豈足㆓允容㆒乎。五。自今以後國人之外不㆑可㆑交㆓置他國者㆒

事(寛永以後此條なし)。凡因レ國其風是異。或以二自國之密事一告二他國一。或以二他國之密事一告二自國一佞媚之萌也。六。諸國居城雖レ爲二修補一必可二言上一。況新儀之構營堅令二停止一事。城過二百雉一國之害也。峻壘浚隍大亂之本也。七。於二隣國一企二新儀一結二徒黨一者有レ之者早可レ致二言上一事。人皆有レ黨亦少二達者一。是以或不レ順二君父一。乍違二于隣里一。不レ守二舊制一何企二新儀一乎。八。私不レ可レ締二婚姻一事(以上三條代々の諸法度に此趣あり)。夫婚合者陰陽和同之道也。不レ可二容易一。易睽曰匪レ寇婚媾。志將レ通レ寇則失レ時。桃夭曰男女以レ正婚姻以レ時。國無二鰥民一也。以レ緣成レ黨是姦謀之本也。九。諸大名參勤作法之事(寛永六年の諸法度此條なし。寛永十二年以後は竝に掲載あり)。續日本紀制曰。不レ預二公事一恣不レ得レ集二己族一。京裡二十騎以上不レ得二集行一云々。然則不レ可レ引二卒多勢一。百萬石以下二十萬石以上不レ可レ過二二十騎一。十萬石以下可レ爲二其相應一。蓋公役之時者可レ隨二其分限一矣。十。衣裳之品不レ可二混雜一事。君臣上下可レ爲二格別一。白綾。白小袖。紫袷。紫裏。練無紋小袖。無二御免一衆猥不レ可レ有二着用一。近代郎從諸卒。綾羅錦繡等之飾服非二古法一甚制焉。十一。雜人恣不レ可二乘輿一事。古來依二其人一無二御免一乘家有レ之。御免以後乘家有レ之。然近來及二家郎諸卒一乘輿誠濫吹之至也。於二向後一者國大名以下一門之歷々者不レ及二御免一可レ乘。其外昵近之衆竝醫陰兩道。或六十以上之人。或病人等御免以後可レ乘。家郎。從卒恣令レ乘者。其主人可レ爲二越度一。但公家門跡。竝諸出世之衆者非二制限一。十二。諸國諸侍可レ被レ用二儉約一事(以上三條代々の諸法度に此趣あり)。富者彌誇。貧者耻レ不レ及。俗之凋弊無レ甚二於此一。所レ令二嚴制一也。十三。國主可レ撰二政務之器用一事(寛永十二年より此條なし)。凡治國道在レ得レ人。明察二功過一。賞罰必當。國有二善人一則其國彌殷。國無二善人一則其國必亡。是先哲之明誡也。右可レ相二守此旨一者也。慶長二十年七月(按に是より前慶長十六年四月十二日二條城に於て。諸大名誓詞の條目三箇條あり。此に追錄して時體を存す)。〇條々。一如二右大將家一。以後代々公方之法式可レ奉レ仰レ之。被レ考二損益一。而自二江戸一於レ被レ出二御條目一者。彌堅可レ守二其旨一事。一或背二御法度一。或違二上意一之輩。各國々不レ可レ被二隱置一事。一各抱置之諸侍以下。若爲二叛逆殺害人一之由於レ有二其屆一者。互不レ可レ被二相抱一事。右條々若於二相背一者被レ遂二御糺明一。速可レ被レ處二嚴重之法度一者也。慶長十六年四月十二日。右國主領主在京在國共連判各一通。〇寛永六己巳年九月六日。武家諸法度(大猷公)。一。雜人恣不レ可二乘輿一事。古來依二其人一無二御免一乘家有レ之。御免以後乘家有レ之。而近來及二家郎諸卒一乘輿誠濫吹之至也。於二向後一者國大名同子息一門之歷々。竝一城被二仰付一衆附五萬石以上或五十以上之人。醫陰兩道或病人等者不レ及二御免一可レ乘。其外之輩者御免以後可レ乘。至二國々諸大名之家中一者。於二其國一其主人撰二仁體一遂二吟味一可レ免レ之。叨令レ乘者可レ爲二越度一也。但公家門跡諸出世之衆者非二制限一。右之一條を除き。餘は慶長二十年の諸法度に同し。但し他國人雜居大名參勤作法の二條を删去す。〇寛永十二乙亥年六月二十一日。武家諸法度(大猷公)。一。文武弓馬之道專可二相嗜一事。二。大名小名在江戸交替所二相定一也。毎歲夏四月中可レ致二參勤一。從者之員數近來甚多。且國郡之費且人民之勞也。向後以二其相應一可レ減二少之一。但上洛之節者任二教令一公役者可レ隨二分限一事。三。新規之城郭構營堅禁二止之一。居城之隍壘石壁以下敗壞之時達二奉行所一可レ受二其旨一也。櫓塀門等之分者如二先規一可二修補一事。四。於二江戸竝何國一假令何篇之事雖レ有レ之。在國之輩者守二其所一可レ相二待下知一事(創定)。五。雖下於二何所一而行中刑罰上。役者之外不レ可二出向一。但可レ任二撿使之左右一事(創定)。六。企二新儀一結二徒黨一成二誓約一之儀制禁之事。七。諸國主竝領主等不レ可レ致二私之爭論一。平日須レ加二謹愼一也。若有下可レ及二遲滯一之儀上者。達二奉行所一可レ受二其旨一事(創定)。八。國主城主一萬石以上。竝近習之物頭者私不レ可レ結二婚姻一事。九。音信贈答嫁娶儀式或饗應或家宅造作等。當時甚至二華麗一。自今以後可レ爲二簡略一。其外萬事可レ用二儉約一事。十。衣裳之品不レ可二混亂一。白綾公卿以上。白小袖諸大夫以上。聽レ之。紫袷。紫裏。練無紋之小袖猥不レ可レ着レ之。至二于諸家中郎從諸卒一。綾羅錦繡之飾服非二古法一令二制禁一事。十一。乘輿者一門之歷々。國主城主一萬石以上。竝國大名之息。城主曁侍從以上嫡子。或年五十以上。醫陰之兩道病人免レ之。其外禁二濫吹一。但免許之輩者各別也。至二于諸家中一者於二其國一撰二其人一可レ載レ之。公家門跡諸出世之衆者制外之事。十二。本主之障有レ之者不レ可二相拘一。若有二叛逆殺害人之告一者可レ返レ之。向背之族者或返レ之或可レ追二出之一事。十三。陪臣。質人。所獻之者可レ及二追放死刑一時者達二奉行所一可レ受二其旨一。若於二當座一有二難レ遁儀一而斬二戮之一者。其仔細可二言上一之事(此の條及次の七條竝創定)。十四。知行所務淸廉沙二汰之一不レ致二非法一。國郡不レ可レ令二衰弊一事。十五。道路驛馬舟梁等無二斷絕一。不レ可レ令レ致二往還之停滯一事。十六。私之關所新法之津留制禁之事。十七。五百石以上之船停止之事。十八。諸國散在寺社領自レ古至レ今所二附來一者向後不レ可二取放一事。十九。耶蘇宗門之儀於二國々所々一彌可レ禁二止之一事(天和の諸法度此條なし。寶永の諸法度には第十七條中に此旨を含蓄す。享保以後の諸法度竝に此條なし。然れとも耶蘇嚴

フケ八

禁は當時の士民竝に恪守する所なり。則嘉永六年の達書に其旨あり後に收載す)。二十。不孝之輩於㆑有㆑之者可㆑處㆓罪科㆒事(天和以後此條なし)。二十一。萬事如㆓江戸之法度㆒於㆓國々所々㆒可㆑遵㆓行之㆒事(此條は慶長十六年の條目第一條の意なり。此より代々の諸法度末條に必す此旨を擧く。但寶永の諸法度此條なし)。右條々准㆓當家先制之旨㆒。今度潤色而定㆑之訖堅可㆓相守㆒者也。寛永十二年六月二十一日。○寛文三癸卯年五月二十三日(嚴有公)。武家諸法度(按に此諸法度は前に記する寛永十二年の全章に據て損益沿革する者とす。因て其增減ある條のみたゞ錄し餘は之を畧す)。第二條。交替之儀每歲守所相定之時節可㆑致㆓參勤㆒(以下仍舊)。第八條に附書を加ふ。附與公家於結緣迯者向後達奉行所可㆑受㆓差圖㆒事。第十條。至于諸家中郞從等の二十三字を刪除す。第十一條。公家門跡等の十四字を刪除す。第十七條に但書を加ふ。但荷船者制外之事。右條々准㆓當家先制之旨㆒。今度潤色而定之訖。堅可相守之者也。○天和三癸亥年七月二十五日(常憲公)。武家諸法度(按に此諸法度は第七條竝第十條の附書。及第十二條を創定す。其餘諸條は從前の法令に依て之を潤色し。條辭分合の差あるのみ。大異同なし。宜しく省いて重疊せさる可し。然るに享保以後の諸法度悉皆此成文を用ゆ。故に之を此に全錄し由て以て後來に照徵す)。一。文武忠孝を勵し可正禮儀事(從前法令の文武弓馬を分つて此條及第三條となす)。二。參勤交替之儀每歲可守所定之時節。從者之員數不可及繁多事。三。人馬兵具等分限に應し可㆓相嗜㆒事。四。新規之城郭構營堅禁止之。居城之隍壘石壁等破壞之時者。達奉行所可㆑受㆓差圖㆒也。櫓塀門以下者如先規可修補事。五。企㆓新儀㆒結㆓徒黨㆒成㆓誓約㆒。竝私之關所新法之津留制禁之事(寛永十二年の諸法度第六條。第十六條合成)。六。江戸竝何國にても不慮之儀有之といふとも猥不可蹶集。在國之輩は其の所を守り下知を可相待也。何國にて雖㆑行㆓刑罰㆒役者之外不㆑可㆓出向㆒。可㆑任㆓檢使左右㆒之事(同上第四條。第五條合成)。七。喧嘩口論可㆑加㆓謹愼㆒私之諍論制禁之。若無據仔細有之者達奉行所可受其旨。不依何事令荷擔者其咎本人より重かるへし。竝本主之障有之者不可相抱事(創定)。附。頭有之輩之百姓訴論者。其支配え令談合可相濟之。有滯儀者評定所え差出之可受捌事。八。國主城主壹萬石以上近習竝諸奉行諸物頭私不可結婚姻。總而公家と於結緣迯者達奉行所可受差圖事。九。音信贈答嫁娶之規式。或は饗應。或は家宅營作等其外萬事可用儉約。總而無益之道具を好不可致私之奢事。十。衣裳之品不可混亂。白綾公卿以上。白小袖諸大夫以上免許之事。附。徒若黨之衣類は羽二重。絹紬。布。木綿。弓。鐵砲之者は紬布。木綿。其下に至ては萬に布木綿可用之事(創定)。十一。乘輿者一門之歷々國主城主壹萬石以上。竝國大名之息城主及侍從以上之嫡子或年五十以上許之。儒醫諸出家制外之事。十二。養子者同姓相應之者を撰ひ。若無之においては由緒を正し。存生之內可致言上。五十以上十七歲以下之輩。及末期雖致養子吟味之上可定之。縱雖實子筋目違たる儀不可立之事。附。殉死之儀彌令制禁事。十三。知行之所務淸廉沙汰之國郡不可令衰弊。道路驛馬橋舟等無斷絕可令往還事。但荷舟之外大船は如先規停止之事(寛永十二年の諸法度第十四。十五及十七條合成)。十四。諸國散在之寺社領自古至于今。所附來者不可取放之。勿論新地之寺社建立彌令停止之。若無據仔細有之者達奉行所可受差圖事。十五。萬事應㆓江戸之法度㆒於國々所々可遵行事。右條々今度定之訖。堅可相守者也。天和三年七月二十五日。○寶永七庚寅年四月十五日(文昭公)。武家諸法度(此諸法度は第六條。第七條創定に係る。餘は從前の法令と其趣を同ふす。惟文辭大に潤色あるを以て全章を錄す)。一。文武之道を修め人倫を明かにし。風俗を正しくすへき事。二。國郡家中の政務各其心力を盡し。士民の怨苦を致すへからさる事。三。軍役の兵馬を整備へ。公役の支料を儲蓄ふへき事。四。參勤の交替者定期を違ふへからす。從者の員數其分限に過へからさる事。附。江戸城下召連供の者貴賤大小各其分限を守るへき事。五。新築の城郭私に經營する事を聽さす。其修築に至ては堀土居石垣等は上裁を仰くへし。矢倉門塀等は制限にあらさる事。附。道驛橋渡人馬等はいふに及はす。私の關所津留等往來の煩をなす事を聽さす。荷船の外五百斛以上の大船を造るへからさる事。六。大小の諸役諸番の頭人等權勢に依りて人を凌き公儀を假りて私を營むへからす。同列相和きて衆議を會し。上聞を壅かすして下情を通し。偏頗なく贔負あらす。各其職事に練習して公務を精勤すへき事(創定)。七。貨賂を納れて權勢の力を假り。祕計を廻らして內緣の助を求む。皆邪路を開きて正道を害す。政事のよりて傷るゝ所也。一切に禁絕すへき事(創定)。附。上裁を仰くへき事あるに於ては。或は奉行或は頭人各其支配に就て申上へく事。若內奏祕計に涉らはたとひ理運の申條たりといふとも。ことさらに恩許あるへからさる事。八。群飮佚游の禁舊制既に明白なり。凡奢靡を競ひて禮制によらす。財利を貪りて廉耻をかへりみす。妄に人才の長短を論し。竊に時事の得失を議し。風を傷り俗を敗る事是より甚しきはなし。嚴に禁止を加ふへき事。九。私領百姓の訴論は其領主の裁斷たるへし。或は兩地の領主互に相通し。或は支配の頭人各相會して議定すへし。

フケハ

事尙一決し難きにおいては評定所に就て裁决を請しむへき事。十。越境の違亂犯罪の追捕等其餘何事に限らす。私に爭論に及ふへからす。事若相和らき難きに至りては各其趣を以て奉行頭人等に申へき事。附。本主其仕途を禁するの輩は召仕ふへからさる事。十一。若非常の變有之時は其所在に隨ひて。或は宅地或は領地各其所を守りて妄に動かす。速に其事を注進すへし。若刑罪の事有之時者使たる者の外私に出會ふ事をゆるさす。凡使として差遣はすもの其人の高下其事の大小を論せす。敢て對捍あるへからさる事。附。殿中に於て急變出來せは同席之輩是をとりはかるへし。其餘は各其所を守りて妄に動くへからす。若其同席に人なきに至ては其所に近き者とも取はからふへきは制限にあらさる事。十二。衣服居室の制竝宴饗の供贈遺之物。或は奢侈に及ひ。或は節儉に過く。皆是禮文の節にあらす。貴賤各其名分を守りて大過不及に至るへからさる事。附。衣服の制公卿以上は白綾。五位以上は白小袖を用ゆる事をゆるす。紫袷。紫裏。練無紋等の小袖を用ゆる事をゆるさす。輕き者共の衣服等各其分限を踰へからす。其他皆宜敷舊制に准すへき事。十三。乘輿之制凡萬石以上より國主の嫡子。衆子。城主。竝侍從以上の嫡子に至り。其餘年五十以上之輩の外みたりに是をゆるさゝる事。附。醫師僧家は制外之事。十四。婚姻は凡萬石以上布衣以上之役人竝近習の輩等私に相約する事をゆるさす。若くは公家の人々と相議するにおいてはまつ上裁を蒙りて後に其約を定むへし。嫁娶の儀式すへて舊制を守りて各其分限に相隨ふへき事。附。近世の俗婚を議するに或は聘財の多少を論し。或は資裝の厚薄を論し。甚しくしては貴賤相當らさる者と婚をするに至る。此等の弊俗一切に禁絕すへき事。十五。繼嗣は其子孫相承すへき事論するに及はす。子なからんものは同姓の中其後たるへき者を撰ふへし。凡十七歲より以上は其後たるへきものを撰ひ。現在（現一作存）の日に及ひて望請ふ事をゆるす。或は實子たりといふとも立へき者之外を撰ひ。或は子なくして其の後たるへき者を撰ふの如きは。親族家人等議定の上を以て上裁を仰くへし。若其望請ふ所理において相合はす。竝其危急の時に臨て望請ふ所のことときは其濫望をゆるすへからす。志かりといへとも或は父祖の功績。或は其身の勤勞他に異なるの輩においてはたとひ望請ふ所なしといふとも。別議を以て恩裁の次第有へき事。附。同姓の中繼嗣たるへき者なきにおいては舊例（例一作制）に准して異姓の外族を撰ひて言上すへし。近世の俗繼嗣を定る事。或は我族類を問すして其貨財を論するに至る。人の道たるかくのことくなるへからす。自今以後嚴に禁絕すへき事。十六。殉死の禁更に嚴制を加ふる所也。或は徒黨を植て或は誓約を結ふのことき。妄に非義を行ひて敢て憲法を犯すの類一切に嚴禁すへき事。十七。諸國散在の寺社領古より寄附の地これを沒却することをゆるさす。新建の寺社に至ては停止既に訖りぬといへとも。若故ありて望請ふへき事有においては上裁を仰く事を許す。且は耶蘇の嚴禁はいふに及はす。たとひ古より流布の諸宗たりといふとも。或は新異の法をたて。或は妖妄の說を作りて愚俗を欺き惑はすの類。是亦嚴禁すへき事。右條々舊章に由りてこれを修飾す。すへて教令の及ふ所遠近一つによろしく遵行すへき者也。寶永七年四月十五日。〇正德三癸丑年（有章公）。武家諸法度闕（按に。柳營日次記。德川實記其他の諸記。有章公の武家法度を載せす。思ふに公繼職の初尙ほ幼稚。故に未た其事を擧けさる歟。嘗て四代嚴有公の例を考ふるに。公亦幼稚にして職を繼く。其初政未た武家法度を頒布せす。在職十三年の後始て其事を擧行す。之に因て之を視れは。有章公の如き在職僅に四年にして薨す。其の法令の擧行有らさるや必せり）。享保二丁酉年三月十一日。〇武家諸法度（有德公）。〇延享三丙寅年三月二十一日。同（惇信公）。〇寶曆十一辛巳年正月十一日。同（浚明公）。〇天明七丁未年九月二十一日。同（文恭公）。〇天保九戊戌年二月二十一日。同（愼德公）。右五代の諸法度。竝に天和の法令を用ひて改正する所なし。〇嘉永七甲寅年九月二十九日。武家諸法度（溫恭公）。〇安政六己未年九月二十五日。同（昭德公）。右二代の諸法度。亦天和の法令を用ゆ。但天和の法令第十一條の儒醫諸出家を改めて。醫師僧家に作り。第十三條の但書を删去して。更に左の一條を增加す。〇大船製造可有言上事。按に造船の制は嘉永六年九月十五日萬石以上の面々え別紙布達の旨あり。此に附記して其改正の旨趣を示す。「荷船の外大船停止之御法令に候處。當今之時勢大船必用之儀に付。自今諸大名製作いたし候儀御免被成候間。作用方竝船數共委細相伺可受差圖旨被仰出。尤右樣御制度御變通被遊候も畢竟御祖宗之御遺志御繼述之思召より被仰出候事に候間。邪宗門御制禁之儀は彌以如先規相守取締向別而嚴重可被相心得候」。

【百箇條】德川氏の百箇條は。世間に流傳する諸家の謄本異同ありて據り難とするも。又各其條に由て其理あり。條々其義を推せは自ら體用適する所ありて必す擯斥すへき者にあらす。且夫二百年前の原書安んそ蠹害災禍の毀敗ありて何れに是非あるを知らんや。是に於て今又衆本を秉り校讐して左に全錄す。其次序の前後字句の詳略條辭の分合及其趣旨を同ふする者。其節目を殊にする者等皆之を研覈

して。其精說を每條の下に記し。以て參觀に供すと云爾。〇一書。記者の跋文を此に附記して來由を存す。「此御遺狀百箇條之趣者東照宮於駿州久能御自筆之御條目納御寶藏御老中之外拜見無之。於官役屋敷記憶書之深秘不可有他見者也」。一又曰。「右百箇條者東照宮於久能御自筆秀忠公へ之御遺狀なり。則御寶藏に納む大老より外御披見無之事」。一。先避ニ己所レ好專可レ務ニ己所レ嫌事。二。於ニ鰥寡孤獨輩ニは尤可レ加レ憐。是仁政の基たる事。三。尊ニ崇神祇ニ琢ニ磨心身ニ生涯不レ可レ怠事。四。代に世繼なきときに井伊。本多。榊原。酒井等の老臣を會合せしめ。不レ依ニ緣之遠近ニ。其器に當る者を撰て相評相議可ニ相定ニ事。五。征夷將軍宣下之式法は鎌倉殿を以則とす。日本國知行之總高凡貳千八百拾九萬石之內貳千萬石令レ配ニ當忠勤之大小名ニ。八百拾九萬石之處知ニ行之ニ。可下備ニ禁裏之警衛ニ撫中四夷上事。六。武家諸法度之條々は古例に準すといへとも。時の宜に隨て損益すへき事。七。攝州大阪落城以前より隨ニ從我ニの士を譜代とす。落城已後歸伏する士を外樣とす。外樣八拾六家譜代八千貳拾三騎。外に同門の士拾八家賓禮之士五家。此差別をわきまへて行事一樣にすへからさる事。八。江府城內は左旋龍(大手)より右轉鶏(搦手)に至る迄を本郭とす辰の方を二郭とす。子の方を三郭とす。酉の方を四郭とす。申の方を五郭と定め。大番頭は十二神を象り。書院番は十干を表し。且先驅は三十三天を象り。持筒組を七曜に配し。諸番頭を二十八宿に表し。老臣を四天と稱す。其上に居は則將軍とならは。此心を身終る迄堅固にたもつへき事。九。總而譜代の士多しといへとも。我故家參河以來の者を記す。板倉。鳥居。大久保。戶田。土屋。本多。小笠原。秋元。榊原。酒井。石川。久世。阿部。加藤等也。此者共之子孫器量備れる者をゑらんで將軍家の政務を司らしめて老臣と稱すへし。外樣の內たとひ勵越レ衆とも當ニ此任ニ申間敷事。十。大小譜代之士は皆我爲に粉骨碎身の忠士也。其子孫不行跡に及といふとも反逆の外は其家沒收すへからさる事。十一。國司領主城主外樣譜代にかきらす令法を破り。民をそこなふ者あらは大祿又は貴戚といふとも速に國城を拂ひ可レ嚴ニ武威ニ。是將軍家の職分也。十二。同役之士大夫列座之高下不レ可レ爭レ之。官位老若は勿論祿を以上座と可ニ相極ニ事。十三。評定決斷所の奉行人は政道の龜鑑なり。是にあつる者は委撰ニ人品淸潔仁愛成者ニ可ニ申付ニ。一月に一度宛不時に自出聞ニ評定之理非ニ可ニ裁斷申ニ事。十四。表裏の役人位階の高下ややもすれは爭不レ能レ無定則今玆に記す。大老臣。大留守居。大老中。京都諸司。大阪城代。駿河兩番。若年寄。側用人。高家。奏者。寺社奉行。奥年寄。西丸留守居。大目附。交代寄合。平寄合。勘定奉行。町奉行。大奥雇從頭。中奥小性。書院番頭。大番頭。寢番頭。兩納戸頭。桐之間詰番。雁之間詰番。芙蓉之間役人。使番(本丸。二丸。三丸)。記錄所役人。表目附。天守寶藏番。旗奉行。刀番。持弓頭。持筒頭。先驅頭。鑓奉行。具足奉行。厩別當。船手頭。賄頭。儒官。醫師(本道。外科)。普請奉行。簞笥奉行。同朋頭。總座敷番。火之元番頭。徒目附頭。小人頭。伊賀組頭。黑鍬頭。丁子方頭。此等を總頭とす。末々の小役付は其筋に隨て頭人是を支配すへし。但萬石以上老臣の下知をうくへし。萬石以下は若年寄の支配たるへし。總棟梁は大老臣たるへき事。十五。我少時は征ニ伐敵國ニ父祖之讐を報とする願而已なりき。逢ニ西譽之教ニ救レ民安レ國の心さし天理なる事を知てより一途に今日にいたる。子孫永く此志を續へし。於レ致ニ違背ニは我子孫にあらす。民は國の本たる事を能こゝろへへき事。十六。新田開發は鎌倉殿より始る。非レ無ニ古例ニ願出に於ては吟味をとけ可ニ申付ニ。併少も故障の筋有らは堅申付間敷事。十七。新地新堀總而新規の儀何事にても古例是なき事不通に可ニ禁止ニ。災おほくは是より出ると知へき事。十八。縱誤り來る事雖レ有レ之五拾年あやまり來る事は相改申間敷事。十九。諸國郡庄村里賤民之內其村其里に必古來由緒の者あり。是を擧て役儀に申付へし。遠來の氓民の族は擧て用ゆへからす。此旨代官所は勿論國司領主城主地頭以下へ可ニ申渡ニ事。二十。役付之外譜代外樣之大小名其半を分て參勤交代せしめ。交代之者は休息の序に國民の盛衰を巡檢なさしめ。參勤の者には城下外郭の固。或は破損普請手傳火災防消の諸役に宛へし。全非ニ我家之私用ニ禁裡警衛は將軍職たる故なり。二十一。褒賞勸善之方は賜謚親言爵祿官位職役等也。刑惡懲創之品は墨劓。逐流。縊囚。梟礫。火斬等也。糺ニ明其功之多寡其科之輕重ニして可レ行レ之此旨決斷所へ差出すといへ共。尙又入念可ニ申付ニ。牛辟釜煎等之嚴科は又將軍家之不レ及處也。二十二。士大夫之內準レ我(準一作順下同)者も濫に近くへからず。逆レ我者も又濫に不レ可レ遠レ之。厥準者と逆者との行跡事實を熟考て與ニ老臣ニ俱に量レ之穩に可レ遠ニ近之ニ。恣に急切に致すへからさる事。二十三。古人曰左右皆曰レ可レ殺勿レ可。國民皆曰レ可レ殺而後察ニ可レ殺之理ニ而後殺レ之。左右皆曰レ可レ賞勿レ可。國民皆曰レ可レ賞而後察ニ可レ賞之理ニ而後賞レ之。是則君遇レ臣而治レ國之術也。違レ之則身弑せられ國亡と知るへき事。二十四。鵜鷹狩は前人是を制すといへ共非ニ逍遙無益之殺生ニ。諸侯狩獵して獲を天子に奉る。異域本朝武林之古格也。士卒馴ニ弓馬ニ太平不レ忘ニ亂世ニの意趣是亦不レ可レ缺事。二十五。諸歌音曲は羽林の所業にあらされとも。時として鬱情を專暢盛に太平を賀するの和樂也。

年月序節に及て又不レ可レ廢事。二十六。西郭紅葉山は勸二請貞純親王以下累代源氏之武將一爲下鎭二護城内一之宗廟上末代崇敬して祭典不レ可レ懈事。二十七。我雖レ生二清和之苗流參河松平姓一敵國のために侵されて民間に困めらるゝ事久。今恭佩二天恩一回二復勢羅田。新田。德川之祖業一。從レ是累代長四姓を以互に稱すへし。愼レ終追レ遠の教不レ出二此要一事。二十八。憶二我一代之戰場一始終八九十合なるへし。出二萬死一得二一生一者十八箇度。都而厭離欣求の法文を帶して得レ免。故今開二關東十八檀林一謝レ之。子孫永々可レ爲二淨土宗門一事。二十九。武府城東之叡山は我又蒙二古大師之加護一寧無レ謝レ之乎。恭請二一品法親王天台之座主一。奉レ祈二願惡仇降碎國家靜謐一以備二三城之守一者也(以上本編第四十九條の旨)。禁廷若爲二戎狄一被レ襲給ふ時は親王を實祚に即け奉り。將軍輔二弼之一可レ致二征伐一事。三十。有來宗門邪宗之外上下同可レ任二其意一。總而宗論は古來天下之不吉也。堅可レ令二停止一事。三十一。源平藤橘及菅江兩家在原清原等は皆上帝より下賜の姓也。此内武に將たる人を見に其器備れ共才學拙き人は聖賢之道に暗く。其謀私意より出て武の武たる事を知らす。不レ能レ無二恥辱一。往々設二成學寮一。自勵レ他を勵して共に可レ入二其德一事。三十二。治國平天下の方本聖門より出。此道に入すして士人たらん事を欲せは。猶依レ木求レ魚投レ水覓レ火か如くならん。淺問敷愚なる事の酷數事を省み可レ申事。三十三。凡天之生民不レ能レ無レ病。古聖憂レ之立二醫法一厚二其流一者能治レ病有レ驗とも不レ可レ與二高祿一。得二高祿一則必怠二其業一。但從二其効之淺深一可レ與二當座之褒美一事。三十四。天元(元一作文)社職之總作は本朝の古例として神官二位殿司レ之。然共有下違二武官天下之式法一者上痛罰レ之不レ可二猶豫一事。三十五。巫夫巫妓野伏山伏盲女瞽叟乞食穢多諸遊民等皆雖レ有二古來之司一。或及二爭論一。或踰レ等而背二式法一者於二刑罰一不レ可レ厭事。三十六。佩劔は士之生靈也。失却之人をは任置して不レ許レ之事。三十七。郡國公私自他所領之高。文祿元年大河内淺野か割付候通記錄せしめ。禁裏之總政所へ注進す。林野山川皆高之内也應二所領之高一公軍役可二申付一事。三十八。千石に五騎。萬石に五拾騎。五萬石に貳百五拾騎。拾萬石に五百騎。貳拾萬石に千騎。是を一軍とす。騎馬三千以三軍の備とす。上將是を率へし。二軍を率るを中將とす。一軍を率るを下將とす。其外の小件は所レ載二記錄一著し。三十九。任二當家吉例一以二井伊萬千代丸一爲二上將一許二金幣一。以二本多平八郎一許二銀幣一爲二中將一。以二村上彥太郎一爲二下將一與二紙幣一。凡士たらん者此作不レ知はあるへからさる事。四十。諸士所領之境。割付之通毛頭不レ可レ致二違背一。不レ得二止事一して及二爭論一於二訴出一は尤決斷所條目。及照二記錄一可二裁斷一。若事難レ決時は檢使大目附勘定奉行等之者を其場へ出して古例を追ひ。記錄の通に可二申付一。反二其裁斷一激訴に及者は其場所取揚祿之高を滅消すへき事。四十一。陪臣は縱高祿たり共。對二直臣一儀式家門に同然たるへからさる事。四十二。喧嘩刃傷兩成敗但依二場所一仕除たるへし。其跡式は下手人を取或は當人を搜出すに不レ及事。四十三。巧て殺レ人或含二意趣一或爲二私欲一毒害し。或は盜賊をなし傷レ人等の族は分レ草さかし出して可二誅戮一事。四十四。士者四民の司農工商之輩對レ士不レ可レ致二無禮之働一。無禮者今云慮外者也。對レ士慮外いたす者は。士於レ誅レ之不レ妨レ之。士又直臣陪臣上下君臣之品有。於二慮外一者其筋可レ爲二同前一事。四十五。男女居レ室人之大倫也。拾六歲以上獨居すへからす。求二媒妁一而可レ結二婚姻之禮一。然共不レ可レ娶二同姓一。撰二家筋血筋一可レ結レ緣。子孫相續する時は各先祖之開顏人人天理之本也。此旨不レ失可二申渡一事。四十六。無二實子一者豫養子して家督を固むへし。但當人拾五歲以下者養子の例なし。官家は東宮と稱し。將軍は儲公と呼。諸侯は世子と名付。士大夫已下は養子といふ。無二實子一無二養子一して相果る者は親疎に拘はらす沒收すへし。天下は天下の天下にして。一人の天下に非さるの理皆聖賢の道也。然共當人幼少たる共。存命之内於二養子願一者。長年の者たり共相續申付不レ苦事。四十七。天子巡狩諸侯述職之代りとして。或は五年或は七年に出二諸國巡檢使一。可レ試二國司領主之宴居行跡民家之安否耕作之盛衰城館之修治等一。是又不レ可二斷絕一事。四十八。舊來之國司は不二相關一其より以下は所領之地永代たらしむへからす。年々相量り所領之地移易さすへし。令二永代一時は必驕レ己傷レ民に至る事。四十九。農工商之妻密に他夫と通亂二人倫一者は。當夫不レ及二訴出一雙方可レ誅レ之。誅二一人一而不レ誅二一人一當夫之慾與二不義人一同し。然共若又不レ誅して於二訴出一は。誅共不レ誅共可レ任二當夫之願一。陰陽合體之人民非レ可レ愴之科二至二裁許一者尤可レ有二斟酌一事。五十。武門仕給之男女如二例式一濫に不レ可二混雜一。倘有二犯レ法戲嬲私淫者一は速可レ處二罪科一非レ可レ爲二斟酌一。與二農工商一不レ同事(同上)。五十一。主父之怨寇は爲レ報二酬之一共不レ可レ戴レ天聖賢も許レ之。有二此讎一者は記二決斷所帳面一究二年月一可レ令レ遂二其志一。然共重敵討は堅可レ禁二止之一。但帳外之族は猥藉同然刑宥可レ依二其品一事。五十二。臣弑レ君之罪科其理朝敵に均し。其從類眷屬所緣之者に至迄刈レ根截レ葉へし。縱雖レ不レ弑家賴對二主人一於レ致二手抗一は同科たるへき事。五十三。妻妾之差別は君臣之禮を以てすへし。妾は天子十二妃。諸侯八嬪。大夫五嬙。士に二妾。其以下は匹夫也。古聖是を禮記に記す。

古今の常典也。愚者は昧レ之。爲二愛妾一蔑二本妻一亂二大倫一。古之傾城亡國者皆自レ是出。豈寔可レ不レ戒哉。溺レ之者は非二忠信之士一と兼而可レ知事。五十四。本夫守レ外本妻納レ内(納恐治)。天下之通義也。本妻守レ外則本夫失レ職亡家之前兆なり。牝鷄晨するの病是也。對二諸士一可レ察二此病一。是又知レ人の一助たる事。五十五。武州岩付。川越。總州佐倉。關宿。古河。上州高崎。押師。野州宇津宮。相州小田原。右九箇所は爲二江府之附城一。本役付譜代之士にあらされは不レ可レ預二置之一。可レ知二本城要害一事。五十六。駿州府中久能之兩城は以二千千之士頭一令二勤番一。可レ爲二本城之　宮一事。五十七。攝州大阪。山州伏見之兩所は同以二從四位以上之故家臣一爲二城代一。以二十二神之士一交令二在番一。當二行軍之時一可レ爲二出張之本陣一事。五十八。山州二條城郭は命二故家股肱之臣一代二上將一令二守護一。以爲二帝都之諸司一。凡國府將レ有レ事則鎭西三十三州可レ隨二是之麾揮一事。五十九。郡國海陸之通路。大小之關所十六箇所。誠二男女亂統一而爲二邦城之固一。不レ拘二祿之高下一。以二由緒譜代之士一可レ令レ勤二番之一。其掟規條書之通有レ事には針をも容さるへし。無レ事には車馬をも可レ通事。六十。九州探題職は大友以來久中絶。此職自レ是命二島津(一本作二黑田一)。鍋島之兩家一可レ令レ爲二隔年一。永々此職他家へは申付間敷事。六十一。武府城下之幕番所内郭二十八箇所。外郭二十八箇所。勤番は内郭は譜代在府之士。外郭は旗下參勤之士たるへし。其掟は勿論武具刀戟器械等に至迄不二見苦一様可二申付一事。六十二。參勤之士城下之諸役等は鑑二其働一依二其祿之高下一相應に申付へし。但重役は無用たるへし。其内遊兵として三四五家を差置不時の公用可二申付一事。六十三。肥州長崎は異域着舟之津にて三國之押也。老臣之上座關レ之可レ致二支配一。勤番は譜代之内三千石以上之士四頭。銘々に騎馬竝歩行兵相添役料等相與可二申付一事。六十四。國家依二造化之變一山川渡海及二崩壞一。則補修之費用は其の國相連隣國より應二石高一而出之。名二之國役冥加金一。鎌倉殿引二聖代之例一被レ始レ之。此理全非二私意一後代永可レ追二此例一事。六十五。天下之道路自他領共に大海道は其幅六間竝木より左右共貳拾間宛。小海道は其幅三間路傍より左右共拾間宛。横道馬道は其幅貳間道傍より左右五間宛。歩行路其幅壹間路傍より左右共壹間宛。捷道作場道其幅三尺路傍より左右共三尺宛。船渡場は川端より雙方左右共六拾間宛。皆除レ竿爲二定法一尤其間に置郷して令レ傳二公命一。且以旅人往來の資となすの給分たり。是當祖大炊介以來之古格たる事。六十六。山川海濱等之諸運上金濫に是を用へからす。皆可レ當二禁裏之用費一事。六十七。農民於二耕土一不レ許レ構二屋敷一。四壁の竹木生覆時は爲二諸作之害一。新山古山之爭訴出る時は。其林之内目通有レ及二圍三尺一は古山たるへし。不レ及二三尺一は可レ爲二新山一。不レ殘伐拂はせ非分之者百日閉居可二申付一事。六十八。在之一箇村屋敷續之處其境に大木枝茂り。鄰家穀千の障年貢上納之妨とならは先洸レ枝或はきり拂はせ。總而蔭拂年々可二申付一事。六十九。國々在邊道橋及二大破一不レ察二往來之難儀一。又は用水掘惡水掘手前々々の用無レ之とて打捨置川淺ひ不レ致。掘上堀下の不レ顧レ煩之村々無レ之樣に勘定所より諸領不レ殘例年觸出可レ申事。七十。自レ古以二水魚一喩二君臣之和合一如レ此ならん事は又かたからす。已所レ不レ欲又勿レ施レ人の金言大意不レ忘は下其德に化せられ。只臣而已にあらす萬國水の下れるかことく成事。七十一。自他受二身神國一者。儒釋仙道等の外國之教を以先レ之專レ之。則暫閣二我主人一忠を他人之主に勵むかことし。是失レ本之理にあらすや。於二此間一而用捨勘辨詳にすへし。其餘幻惑咒術之道は必しも不レ可二好用一又强而廢すへからさる事。七十二。游女夜發之淫局は國府の附蟲として君子詩及諸典に記す不レ可レ無レ之者也。痛制レ之も却而亂統不義之者日々出て不レ遑二刑伐一。區々之條目大概天下之大法たり。至二下賤方偶之細事一可レ傚二漢高之寬仁一事。七十三。當姓家之格式は鎌倉殿を準繩とす。他姓家の風儀は不レ可レ用レ之。然といへとも小松殿心さし不レ可レ廢事。七十四。主人死而其臣及二殉死一事非レ無二古例一共。聊以無二其理一君子已誹レ作レ俑。直臣は勿論陪臣以下迄堅可レ制レ之。若違背せは却非二忠信之士一。其跡沒收して犯法者の鑑たらしむへき事。七十五。出レ軍將レ兵之術無レ他在二人君之平生一。常人は如レ器而不レ備二衆體一者也。凡器之爲レ用。鎚は不レ足二鑿之用一。錐は不レ爲二鋸之用一。人之爲レ用も亦同レ之。智者用レ智。勇者用レ勇。仁者用レ仁。强者用レ强。弱者用レ弱。隨二其能一可レ用レ之。然るを愚弱者不レ爲二强者之用一。猶下錐之不レ足二鋸之用一而捨上レ之。此意乃五常之端也。察二此理一與レ不レ察。在二將之賢愚一。願二此理一而使レ人。用レ兵者群臣合體上下相懷不レ戰而天下自然平治。不レ疆二戰場一於二其平生一も可レ爲レ若レ斯事。七十六。武威充溢雖レ已無二驕奢一。自然輕二寶祚一而懈二其愼一自レ古皆然。失二神國之本一。漲二私欲之源一。其宰不レ輕必蒙二天誅一事。七十七。親王家宮方攝二天子一奉二尊崇一。丞相則闕之。公卿等相續而不レ違二古法一。致二無禮之働一。纔末之振舞仕間敷事。七十八。五家賓禮之士由緒截二記錄一通二鄰國之好一以交際すへし。風俗格式等は當家の關る所にあらす。然共其内有二蔑レ上傷レ民之逆政一は速に貴董すへし。是征夷將軍家の職分也須臾猶豫すへからさる事。七十九。名古屋若山水戸の三主に續て。家門十五家之子孫。家督は嫡子相續し。二男三男等不レ可

フケハ

レ配二分所領之高一。贄二由緒高祿之家一緣をむすふへし。其所緣之家は準二家門一而和盟すへし。然共十八家とは同然たらさる事。八十。拾萬石以上並老臣及表役諸番頭等は縱小祿たり共可レ爲二一國一城之格式一事。八十一。譜代外樣諸家之士大夫參勤交代驛路の行列堅守二作法一分限之外不レ可二華麗一。又悋嗇にして惠驕二武威一不レ可レ惱二旅館之人夫一。此旨暇之節以二老臣一可二申渡一事。八十二。海陸舟筏人馬之賃料は量二路徑遠近一駄賃。運賃。夫賃等及積二貸日之輕重一委曲以二定法一可二申付一。但公用傳馬は無二遲滯一樣令二吟味一而可レ爲二格別一事。八十三。譜代外樣國司領主參勤之砌以二玉帛一。當役老臣に可レ致二支配之禮一。萬石以上金馬代萬石以下銀馬代各應二其高一へし。老臣納レ之可レ宛二當役料一事。八十四。群臣之內有下阿二附權臣一而賄諂者上。又有下敬二重其職一精實者上。忠與二不忠一二つ其間明也。不レ辨二其差別一則政道之不肖也。精鑑精察して賞罰可レ爲二寬裕一事。八十五。寺院山門建立之事。我開二檀林一之時。天台座主より被レ難二詰之一。其文曰我山者當二天之中央三台星之下一。先帝移二異朝帝都之守護天台山門一。永成二本朝王城之守一。依レ之號二山門一者日本國內唯我山耳也。將軍別建二山門一者其例如何。當二此時一我對レ之無レ辭。漸以レ安二置今上皇帝萬歲之壽位一答レ之。於レ是六十餘州之寺院を相改に置二山門一者七拾一箇所也。記二其員數一。文祿二年四月十一日贈二天台山一。將來知二此例一。而恣成手始仕間敷事。八十六。羽林家任二征夷大將軍職一者。鎌倉殿以來辱天子自授二三挺之斧鉞肘後之印一。許二三戈(戈一作方)之號令一給ふ。此職神祇官に均し。上下出勤之士は專避二肉緣死亡之汙穢一古法のことく可二相守相愼一事。八十七。忘二已稼穡一博奕而及二亂酒一者白晝之賀本也。然共非二犯上災一緩レ之。則下賤之者是を倡て破家亡身に至る。故に師として不レ教師の過也。教而不レ用弟子の愆といへり。是以刑罰之輕重は可レ依二其品一事。八十八。總而四民各懈二已之職分一り故に逼二飢寒一。竟に致二盜賊一犯レ法惱レ人。爲二重罪一をは可レ處二斬刑一。放火謀判流毒似金之惡黨は可レ處二炮烙梟傑等之嚴科一事。八十九。凡事及二穿鑿一之時以二公武之威一。則天壤之間夷狄戎蠻之遠草之根土之下に至迄明白たらすと云事なく。雖レ探は只人之心緒而已。鎌倉殿用二大唐睥卓之例一被レ照二鑑下賤心一。城下の街衢に掛二金銀一或は制札に記二褒美之次第一。今縱用レ之共不レ足レ照二士以上之胸次一事。九十。五穀不熟は天子政道之不明也。國家多二刑戮一は將軍武德之不肖と知て事々省二我身一不レ可レ令二怠慢一事。九十一。上に立二規條一下に雖レ出二其號令一。上之行跡非レ如二規條一。下侮レ之不レ服。言行一致之場にして所レ不二容易一也。對二我身一逐一に可レ研二究之一事。九十二。大祿之國司城主對二天下一。嘗而不二想設一之過。又了簡違等有レ之時不レ及レ罰レ之。其趣にも不二捨置一時は爲二科料一。祿高より外の大役可二申付一事。九十三。禁裏仙洞之崩御。后妃宮方之薨去は。天下之諒闇。國家之大變也。上古は四海遏二密八音一。正朔五節支猜嘉定等之祝席も。最可二穩便一。相續而丞相三公將軍及政道之當役人。凡有レ喪則以二日限一而分レ之。鳴物一切可レ令二停止一事。九十四。天子踐祚及大嘗會興行之用費は當家之當役たり萬般不レ可二略省一事。九十五。異國人來聘之砌盛令二饗應一專正二禮義一。武具馬具尤盡二美麗一。自二着船之津一至二江戶一。自領。他領。道筋之城郭。家並。入念加二修覆一。可レ嗵二本朝之盛泰武德之剛毅一。總統支配は宗家可レ司二務之一事。九十六。外國遠嶼之異人船不時に致二着船一は速可レ令レ注二進之一。以二通詞筆談一審二其所用一。依レ品憐患し。又は嚴密にすへし。尤番役添置不レ可二活計一事。九十七。居二萬乘帝位一視二庶民一如レ保二赤子一。當家天下を牽るも又倘如レ斯なるへし。號レ之仁といへり。此仁中別二五倫貴賤之差等一我傚レ之。分二譜代外樣之親疎一是天理當然の政道也。非二贔屓偏頗私意一舌筆を以汙すへからす。於二此親疎之間一深潛に心可二自知一事(一本無舌筆以下十六字)。九十八。賞罰不レ正は忠臣隱而不レ顯。正き時は庶人畏而不レ曉(曉一作レ饒)。委二心其中間一精二察之一塵埃(塵一作レ涓)はかりも不レ可レ有二過不及之差一。聖門傳授之心法も可レ知レ有レ茲事。九十九。我從レ居二此職一損二益源家歷代之古格一して。雖レ立二數箇條之法度一述而不レ作之意にして。全非二我意之新規一。體レ之爲二龜鑑一。雖レ不レ中不レ遠。總而政道は巨細に係らす。溫故可二取行一不レ遑二枚擧一事。百。右所喩之件々子孫宜く體々を悉すへし。譜代老臣之外猥に不レ可レ許二他見一。綜レ之曬二我胸臆之分限一也。勿レ令三我後世引二老婆心之嘲一。至囑々々。」(一書あり。其文少異あり。其記者の跋文を此に附記す。「右之條々先君大樹公御自筆御遺狀御本丸御寶藏に納り。御月番といへとも輙く不許拜見。今故ありて幸に謹て兩三度奉拜見。四五度書寫し奉るに及て。百箇條不殘諳す。夫より殆及五十年(中畧)。何某氏懇望に付形見に存し記し候。必親類骨肉の間へも他見御用捨可被成候。享保二十一丙辰二月二十九日稲葉丹後守舊臣菱田艮成法名辨應敬志。」又曰。「この春白河侯より御百箇條といふ書日光にあるやと內々とはせらるゝに官庫にはなし。もしや此書竊にそのたくひなるへしや。僕先年寫しもてひめ置しか。丙午の春回祿にあふいまふたゝび本書の紙と同しくすきうつしにして傳ふ。幾度か傳寫の誤あらんのみ。謹て相考へ拜見すへし。天明丙申九月甲子日關重韶。」按に此書は本篇及前書に比すれは語意筆力大に逕庭ありて。訓戒の語居多なり。豈に所謂諳誦憶記を書寫

するを以て如斯の異同ある者耶。唯其來由あるを以て此に采錄す」として。禁令考には百條を揭ぐれど畧ゝ同じくしてこゝには重複の煩あれば省く。委くは本書を參看すべし。

【武家心得草】殿居袋に。武家年中行事（其禮服の事は服制の部に出す。他は畧す）。武家諸役班列（席順の部に出す）。及び武家心得草を載す。心得草敬禮の事は禮式の部に載せ他を此に抄す。【途中變事心得】當番出勤掛於途中異變有之か。假病氣等に候はゝ。召連候家來之內壹人。御城え差出同勤え云々の譯內々申入。其後出勤致候事。慮外者打捨等之節は。御同勤差圖之上御城え可罷出事。○於途中知人及刄傷候共。助太刀致間敷事。但親類師弟は格別之事。○途中供先の口論一件取上無之。雙方主人之越度にて候。但品に寄候へは出合吟味に相成候。落着之次第に寄雙方の主人差扣伺之事。【途中拾物心得】拾物致候節。最寄御目附へ相尋候は。當番御目附より三日晒有無相屆候樣差圖有之。四日目に主出不申段相屆候得ば。品は町奉行に相渡候樣。主出候得は落主の樣子相糺。無紛相決候はゝ。證文取之相渡候樣差圖有之候事。○近來は武家方家來拾物致候得は。金子は町人同樣持主出候上半金可差遣。落主出不申候得は。六ヶ月見合の上拾人へ相渡。品物に而も夫々割振候事。【屋敷內異變心得】第一夜中留守の儀御奉公の外申譯難相立。但祖父母兄弟の外夜分外出の申譯不相成候事。何事に不寄其頭支配筋へ相屆候得は。御目附へは御老若の內より御下けに相成。見分被差越候事。但門外の儀は駒寄內又は格子。窓戶立有之格子の內に而も。表長屋家根往來の方へ見え渡候葺下けの方へ。捨物其外有之候とも。都而往來へ附け組合持に相成候事。尤屋敷構より外へ出候木抔に而。首縊等有之節は。其番廻り場に附取扱に相成候儀は勿論に候得共。屋敷內に草履等脫捨有之抔は。其樣子に寄屋敷內の取扱に相成候も有之候。多分は外の取扱に相成候由。○組合へ入不申屋敷異變有之候得は。其屋敷一手持にて取扱候事に付。御目附へ直屆の事。都て門外三奉行支配の場所無之候得は。御目附え相屆候。三奉行支配之儀は。何方支配所にても御目附方見分差越候事。○組屋敷にて木戶有之場所は。其頭御目附へ相屆。木戶並往來無之場所は。其頭より御支配方え申上。夫より御目附へ御下にて。見分之者被差越。大繩屋敷地面之內へ通り道を附置候とも。其前後に木戶無之時は。右通り道は往來へ付け屆候ても宜敷由。木戶札の儀は組屋敷廻りにても。往來付候得は。其頭より御目附へ直屆に相成候事。○欠込者の儀は。其樣子次第かくまい申事先格有之候。併主殺又は盜人の類は捕置可申上候。○手前屋敷にても傍輩同士致口論。疵付不申候者は。其品に寄請人へ可相渡候右手負或は切殺候はゝ。相手からめ置可申上候。⊙屋敷內へ狼藉者參候節。心得違も候はゝ一通爲申聞。不罷歸候はゝ番人附置可申上候。然共狼藉の致方に寄。切殺或は捕可申上候。○手前屋敷にて作事等の節に。大家根ふき人足等怪我致候節。怪我に無紛候間宿へ引取申度旨申においては。證文取之可相渡候。併相手も有之怪我致させ候はゝ。品に寄可申上候。○手前屋敷井戶へ誤て落候はゝ。早々引上させ宿呼寄樣子爲見。若相果候共怪我の儀に候間申出無之旨於申は。其趣證文取之相渡。其段支配へ物語可申候。他所の者手前井戶へ飛込候節は。早々引上其者の主人へ相屆。或宿呼寄申聞。其段御屆可申上候。若又何方の者に候哉相知不申候はゝ。猶以可申上事。○手前家來致自害候節。醫師を掛請人呼寄樣子爲見。相手も無之致亂心。或は酒狂又は不所存にて仕候迄の儀に候はゝ。請人の申分次第證文取之相渡。支配迄其段物語可致候。請人差滯候はゝ可申上候事。○召仕の者先主構の者。或は取逃欠落抔致候尋の者に有之。先主より附屆或は預け候樣も有之候はゝ。右役の者爲待置。御屆の旨呼出承り屆。御返答可申入候處。何方へ罷出哉相見不申。罷歸次第承り屆。是より御返答可申入候。若又相見不申候はゝ。請人へ相斷置可申趣申遣。追而了簡可致事。○手前屋敷內に他所の者參り致口論。手負或は切殺候者。相捕置可申候。○屋敷內捨物等有之候はゝ。御屆可申上候。○自宅へ夜盜押込等有之節。壹人突留候上自分相果候へは。跡式別條無之。左も無之候上於被切殺は家斷絕。自分深手負候はゝ。立合候者歟隣家の者を以可相屆事。○夜中門前にて及刄傷。死人等有之程の儀を不存候得は閉門。忌の內に候得は猶更之事に候。品に寄而は改易。自分留守に候得は家來咎同斷。○軒並隣家騷動有之刄傷に及候儀。在宿に而不立合候得は申譯不立閉門。併住居も隔候得は御咎差別有之。但先方相應家來召仕候程の者に候はゝ不及其儀候。○盜人押込人殺等見遁聞遁候得は改易。【天變出火遠慮中等心得】地震。雷。其外天災に而及落命。子無之候へば。養子願不相成其家斷絕。但御番の節か。御預御道具取片付等行屆。申分相立候得は跡式被下。○屋敷境より出火の節。火元の儀。早速頭支配え可相屆候。大火に相成。火の元分り兼候者故。右時刻不移相屆可申候。○自宅出火。或は類燒に而。祖父母か兩親の內類燒死させ候へは遠島。其の外一族燒死させ候へは閉門の事。尤於途中燒死させ候へは一等罪輕し。○遠慮閉門差扣の內宅より出火の節は。道具等一切片付不申。消亡次第尤家作等不殘燒失候共。決而當人立退申間敷候。

家內は日比頭の差圖次第。親類共方へ爲立退可申事。御目見以上は裏附上下著。御屆は親類名代。尤名代の心得は。出火に付當人竝家內取鎭之爲。門前迄罷越樣罷出候處。名代の儀相賴候に付罷出候と申趣。口上相添可申事。但燒跡え住居の節は。燒殘り古木等を取集。菰張に而。床は不相成候。○閉門の中相果候へば悴有之候而も家斷絕。遠慮差扣中は品に寄相立候事。遠慮閉門中屋敷溝に變事出來候へば。鄰家え內々申通可爲取計事」とあり。

フケム　府縣。我國上古郡縣の治體なりしを。中葉以還封建の治となりて近世に至る。慶應三年。將軍德川慶喜大政を奉還し。世は明治の革新と爲るや。元年閏四月二十一日。新に官制を定め。地方を府藩縣の三治に分ち。府縣に知府事。正權判府事を置き。縣に知縣事。判縣事を置き。藩は姑く舊に仍る。同年十月二十八日。藩治職制を定め。執政。參政。公議人及家知事を置く。同十二月二十三日。縣官を假定し。權知縣事。權判縣事及調役。書記。筆生。捕亡を置く。翌二年六月十七日。藩に知藩事を置く。同七月八日。府藩に知事。正權大少參事。縣に知事。大少參事を置き職員令を定む。この年府縣奉職規則を定め(四年十二月廢止)。又縣に權知事及府縣に正權大少屬竝史生を。府に正權典事を置く。三年九月十日。藩制を釐革し。分けて大中小の三等と爲し(十五萬石以上大藩。五萬石以上中藩。一萬石以上小藩)。知事。正權大少參事。正權大少屬。史生。廳掌。使部を置き職制を定む。四年正月。府縣に權大參事を置く。同年七月十四日。從前の諸藩を廢し更に縣を置き。十一月二日。縣知事を縣令と改稱し。同月二十二日。府縣の制を改めて。三府七十二縣と爲す。郡縣の制此に至りて全く成る。同月二十七日。府縣官官等を更定し。府に正權知事。縣に正權令及府縣に正權參事。典事。大少屬等を置き。開港場ある縣令は勅任とす。是日又縣治條例及事務章程を定む。同年十二月三日。開港場ある權知事を勅任とす。等級故の如し。五年正月。府縣官等を改定す。同年四月庄屋。名主。年寄の名稱を廢し。更に正副戶長を置く。六年六月。各地方邏卒又は取締組捕亡吏等の名稱を以て。其實番人の職を奉し居る類は。都て番人と改正す。同年八月。府縣の正權典事を廢し。更に正權大中屬を置く。七年三月。區戶長を官吏に準し。同五月。各地方警察番人等を官吏とす。同月。學區取締を官吏に準す。同年八月。御陵墓ある府縣へ陵掌。墓丁を置く。同年十月。第百三十二號を以て司法警察事務を管す。八年三月。行政警察規則を定め。府縣の捕亡吏取締組番人等を廢し。改めて邏卒と稱す。同年十月。府縣へ警部六等を置き。尋て邏卒を改めて巡査と稱す。九年二月。第十號布告を以て。東京府の外各府縣に七等警部を置く。同年五月。第七十二號布告を以て。開港場ある縣令の勅任官たるを廢し。一般奏任官とす。尋て第八十九號布告を以て。開港開市場ある府の權知事を同樣と爲す。十一年七月。第十七號布告を以て。郡區町村編制法を定め。每郡區に郡長區長を置き。每町村に戶長を置く。同年同月。第三十二號達を以て。府縣職制竝事務章程を廢し。更に府縣職制を定め。府に知事縣に令。府縣に大少書記官。屬十等。警部十等及郡長。郡書記十等の職員と爲す。同年十一月。第四十八號を以て。勅任の府知事縣令は三等官に定む。十四年三月。府縣官中に典獄。書記。看守長。看守を置き。十一月。警部長を置く。十二月。警部。巡査の等級を廢し。更に俸給を定む。十七年五月。府縣官中に收稅長。收稅屬を置く。十八年二月。府竝開港場鎭臺控訴裁判所ある縣の警部長の官等を七等八等に區別す。十九年七月。勅令第五十四號を以て。地方官官制を定め後屢〻改正あり。二十六年十月。勅令第百六十二號のもの即ち現行法なり。其他地方森林會。地方衞生會。臨時檢疫會。港灣維持に關する職員等のこと。一々之を記さず。【府縣制】明治二十三年五月。法律第三十五號を以て府縣制を定め。三十二年三月法律第六十四號を以て前令を改正す。これ即ち現行法なり。【府縣の廢置分合】明治四年。三府七十二縣を置きてより。廢置分合亦屢〻なりき。五年九月。七尾縣を廢し。石川。新川の兩縣に分屬し。犬上縣を廢して滋賀縣に併す。同年十一月。額田縣を廢して愛知縣に併す。六年一月。足柄縣を廢して敦賀縣に。八代縣を廢して白河縣に併せ。美々津。都城の二縣を廢して宮崎縣を置く。四年二月。香川縣を廢して名東縣に併せ。神山。石鐵の二縣を廢して更に愛媛縣を置く。同年六月。柏崎縣を廢して新潟縣の管轄とし。宇都宮縣を廢して栃木縣に併せ。印旛。木更津。入間。群馬の四縣を廢して更に千葉。熊谷の二縣を置く。八年五月。新治縣を廢して千葉。茨城兩縣に分屬せしめ。九月名東縣を分割して香川縣を再置す。同十二月。小田縣を廢し岡山縣に併す。九年二月には足柄。奈良。度會。磐井。新川。相川。北條。濱田。小倉。佐賀の十縣を。同八月には筑摩。濱松。若松。磐前。鶴ヶ岡。置賜。敦賀。鳥取。葛飾。豐岡。三瀦。宮崎。香川。名東の十四縣を廢し。各近隣府縣に分屬せしむ。十二年四月。琉球縣を廢し沖繩縣を置き。十三年三月愛媛縣を割て德島縣を置く。十四年二月。滋賀。石川兩縣の內を割て福井縣を置き。堺縣を廢して大阪府に併す。九月島根縣を割て鳥取縣を置く。十五年二月。開拓使を廢し函館。札幌。根室の三縣を置き。五月には石川。長崎。鹿兒島の三縣を分割して。更に富山。佐賀。宮崎の三縣を置く。十九年一月。北海道の三縣廢せら

れて北海道廳となり。十一月。大阪府を分割して奈良縣を。二十一年十二月。愛媛縣を分割して香川縣を置く。現時府は東京。京都。大阪のみ。縣は神奈川縣を始めとなし。沖繩縣に至る四十三縣あり。

フケムクワイ　府縣會に。二種の意義あり。一は府縣制實施前のものにして。各府縣の地方税を以て。支拂ふへき經費の豫算及ひ其徴收方法を議する所にして。通常會と。臨時會との二類に別たる。一は府縣制に依る自治制の會議なり。明治十一年七月二十日。始めて布告第十八號を以て。其規則を定められ。且其施行の順序をも示されたり。爾後十三年四月八日。布告第十五號。十四年第四號布告。十五年第十號及第六十八號布告を以て。規則を改正せられたり。また明治十三年九月二十八日を以て府縣會心得を示し。明治十四年二月十四日。第六號布告を以て府縣會は其議定すへき事件中。細目に係る事項を以て。區町村會若くは水利土功會の議決に付するを得へしと定め。十五年十二月二十八日。第七號布告を以て。府縣會議員は會議に關する事項を以て。他の府縣會議員と聯合集會し。又は往復通信することを許さす。其集會する者何等の名義を以てするも。府知事。縣令に於て。此禁令を犯す者と認むるときは。直に解散を命すへしと定め。同年十二月二日。第十一號府縣廳へ達を以て。府縣會規則第七條に依り。内務卿に建議するの塲合に於て。開會中議員自ら其建議書を携帶上京するを禁し。二十二年二月二十六日。法律第六號を以て。府縣會議員選擧規則を公布せられたり。同二十三年五月法律第三十五號を以て府縣制を定め。其の會議。選擧等の規程を定む。同二十三年五月。法律第四十一號を以て府縣會議員選擧には。衆議院議員選擧法罰則補則を適用することを達す。二十四年六月勅令第五十九號を以て府縣會議員の數は。人口七十萬迄は議員三十人とし。七十萬以上百萬迄は五萬を加ふる毎に一人を增し。百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を增すの割合を以て。毎郡市に割當て選擧せしむ。

フコク　布告。（コウブムシキ。ハフリツを見よ）

フコクザイ　誣告罪のことは。德川幕府に至り刑法もやゝ備りたり。寛政修正の百箇條に。「申掛致候者御仕置之事〇主親重惡事を僞申懸訴人之者磔。但公儀へ拘重品は可ㇾ遂ニ吟味一。若訴人之申處僞無之は。本人之御仕置相當より一等輕。訴人は本人より猶又輕可ㇾ伺事〇主親非道之品有ㇾ之。難儀之由申者之儀願出候はゝ。名主五人組並親類之者呼出。宜取計候様可ニ申付一事　〇御褒美可ㇾ取巧にて僞訴出候者。敲之上中追放〇人を殺候由申掛候もの。一通の申懸に候はゝ重追放。深事有ㇾ之は遠島。猶重きは死罪」と見ゆ。明治維新の後頒布せられし新律綱領（誣告）に。凡人を誣告する者は罪の輕重に從ひ。已に決配し未た決配せさるを問はす。告人を反坐す。死罪に誣告して未た處決せさる者は一等を減す。若し二事以上を告くるに重事は實にして輕事は虚。及數事を告て罪等きに。一事實なる者は竝に誣告の罪を免す。若し二事以上を告るに輕事は實にして重事は虚。或は一事を告るに輕を誣て重と爲す者は。竝に剩る所に反坐す。其二人以上を告くるに。但た一人實ならさる者あれは。罪輕しと雖も。猶其罪に反坐す。若し上書して人を告るに。已に奏聞して事實ならさる者。反坐の罪徒二年に及さる者は。上書詐不實律に依て論す。若し獄囚已に伏罪して寃枉なきに囚の親族妄詐する者は。囚の罪に三等を減し。罪杖一百に止る。」又改定律例（誣告條例）に。第二百三十九條。凡收贖贖罪に該る罪を以て人を誣告する者は。即收贖贖罪に反坐す。若し己の罪を避むことを規り人を誣告する者は原罪收贖贖罪に該るものと雖も。反坐の罪を贖ふことを聽さす。婦女の犯す者も亦此例に依るとし。明治十四年第三十六號布告にかゝる現行刑法は。第三百五十五條に。不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に記載したる僞證の例に照して處斷す（參照。第二百二十條。被告人を陷害する爲僞證を爲したる者は。左の例に照して處斷す。一。重罪に陷らしむる爲僞證したる者は。二年以上五年以下の重禁錮に處し。十圓以上五十圓以下の罰金を附加す。二。輕罪に陷らしむる爲め僞證したる者は。六月以上二年以下の重禁錮に處し。四圓以上四十圓以下の罰金を附加す。三。違警罪に陷らしむる爲僞證したる者は。一月以上三月以下の重禁錮に處し。二圓以上十圓以下の罰金を附加す）と見え。其第三百五十六條には。誣告を爲すと雖も。被告人の推問を始めさる前に於て。誣告者自首したるときは。本刑を免すとあり。而て其第三百五十七條には。誣告に依て被告人刑に處せられたるときは。第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す（參照。第二百二十一條。僞證の爲被告人刑に處せられたる後に於て。僞證の罪發覺したる時は。僞證者を其刑に反坐す。若し反坐の刑前條に記載したる僞證の刑より輕き時は。前條の例に照して處斷す。其刑期限内に於て僞證の罪發覺したる時は。現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減することを得。但減して前條僞證の刑より降すことを得ず。」第二百二十二條。僞證の爲め被告人死刑に處せられし時は反坐の刑一等を減す。其の未た刑を執行せざる前に於て發覺したる時は二等を減す。若し被告人を死に陷るゝの目的を以て僞證を爲したる時は死刑に反坐す。其未だ刑を執行せざる前に

於て發覺したる時は一等を減す」と見えたり。

フサウケ 扶桑花。寛文中琉球より來り。後絶ゆ。享保の初め。再び之を輸す。

フジカハノエキ 富士川之役。賴朝起ると聞き。淸盛其孫維盛をして五萬人を率ゐ。賴朝を討たしむ。維盛進んで駿河に至る頃。賴朝また二十萬の大衆に將として進み。富士川を夾んで對陣す。未だ戰はざるに。維盛の軍夜半水禽の起つを聞き。相驚て以爲らく源軍大に至ると。人馬相蹂藉して走る。賴朝人をして之を追擊せしむ(日本歷史問答)。

フジサム 富士山は。本邦第一の高山なり。又不二と記し。不盡と記す。又芙蓉峰と云は。蓮葉を覆せたる如くなるに依り。名つけしなり。フジとは蝦夷語にて火の女神の名なりと云。此の事近年研究せらる。その以前は。其の名に付て種々の憶說ありしなり。駿河富士郡にありて。甲斐。相模の二國に跨り。直立一千二百丈餘。四時雪を戴けり。其富士山と名つけしは。富士郡にあるを以てなるへし。此山も火山なれは。昔時屢々噴火し。近國灰砂を降らせしとは。往々國史に見る所なり。又山上に一祠あり。淺間大神と名く。其靈山なるを以て。從來暑中に至れは。國々の信徒等打ち連れたちて登山するもの夥し。これを富士講といふ。又其多年登山の度を重ねしものを先達と稱せり。此山嶽の全況は。今一々擧くるに遑あらず。下に諸書を引て其概を示す。富士山記。都良香。富士山者在二駿河國一。峰如二削成一。直聳屬レ天。其高不レ可レ測。歷二覽史籍所一レ記。未レ有下高二於此山一者上也。其聳峯鬱起見在二天際一臨二瞰海中一。觀二其靈基所一レ盤連。亘二數千里間一。行旅之人經二歷數日一。乃過二其下一。去レ之顧望猶レ在二山下一。蓋神仙之所二遊萃一也。承和年中從二山峰一落來珠玉。玉有二小孔一。蓋是仙簾之貫珠也。又貞觀十七年十一月五日。吏民仍レ舊致レ祭。日加レ午天甚美晴。仰觀二山峰一有二白衣美女二人一。雙二舞山嶺上一。去レ嶺一尺餘。土人共見。古老傳云。山名二富士一。取二郡名一也。山有レ神名二淺間大神一。此山高極二雲表一不レ知二幾丈一。頂上有二平地一廣一許里。其頂中央窪下體如二炊甑一。甑底有二神池一。池中有二大石一。石體驚奇宛如二蹲虎一。亦其甑中常有レ氣蒸出。其色純青。窺二其甑底一如二湯沸騰一。其在レ遠望者常見二煙火一。亦其頂上匝池生レ竹。青紺柔輭宿雪春夏不レ消。山腰以下生二小松一。腹以上無二復生木一白沙成レ山。其攀登者止二腹下一。不レ得レ達レ上。以二白沙流下一也。相傳昔有二役居士一。得レ登二其頂一。後攀登者皆點二額於腹下一。有二大泉一出レ自二腹下一。遂成二大河一。其流寒暑水旱無レ有二盈縮一。山東脚下有二小山一。土俗謂二之新山一。本平地也。延暦二十一年三月。雲霧晦冥十日而後成レ山。蓋神造也(嬉遊笑覽に。右の記。山上に池中の大石のこと。又竹ありと云るは疑はし。其頂嶺に登る者なしとなれば。何に因て記したる歟。竹は寒地に生べき物に非すといへり)。和訓栞云。ふじ 日本紀に不盡と見え。靈異記に富岻と書り。都氏の富士記に。山名富士取二郡名一也と云り。萬葉集に「天地の分れし時ゆ神さひて。高く貴き駿河なる布士の高嶺」とよめれは。世に孝靈天皇の時より涌出たりといふは信するにたらす。もと甲州の山なりしにや。甲州上吉田村表口に鳥居あり。高さ四丈三尺也。三國第一山といふ額かゝれりときけり。又駿河大納言卿道法を改めさせらるゝと。甲州上吉田村大鳥居より山頂まで三百五十七町十七間といへり。されは是を表口とはいへる也。宋景濂が詩に「絕入二層雲一富士巖。蟠根直壓三州間。六月雪花翻二素靄一。何處深林放二白鷳一」と見えたり。白鷳は此方の鳥ならす。近來渡來す。後世には芙蓉峯なと詩に作るは八葉の蓮花に似たる也。よて俗に絕頂を八葉といへり。玉葉集に「目にかけて幾日になりぬ東路や。三國をさかふふしのしはやま」。三國は駿河。甲斐。伊豆也。萬葉集に「富士のねにふりおく雪はみな月の。望に消ては其夜ふりつゝ」。勅題雪中早苗。大友氏源朝臣義鎮「ふし移る田子の浦わの里人は。雪の內にも早苗とるなり」。ふじのけぶりはたえたる事古今集の序に見ゆ。續日本紀に富士山下雨レ灰と見え。日本紀に延暦十八年富士山嶺自燒と見えたり。其後貞觀六年。寶永四年にも大に燒ぬ。いさよひの記に。ふしの山を見れは。煙もたゝすと書る。此時はもえさりしなるへし。寶永の時に小山ふき出たるを寶永山といふ。人穴は東鑑に見ゆ。人穴村にありて村祠とす。富士山よりは三里餘とあり。」赤人の詠は萬葉集に「田兒の浦ゆ打出而見は眞白衣。不盡の高嶺に雪は零ける」と見ゆ。薩陀山の東に出れは不盡は向ふに見なす。是則田子の浦也そといひて。落句にけると留しを。新古今集に第三句を白妙落句を降つゝと侍るは。口つから言傳たるを入られたるなるへし。」甲斐國志に富士山。郡の西南に當り。南面は駿河に屬し。北面は本州に屬す。東南は大行合(八合目)より東の方大天井。小天井夫より下て七つをれ夫より天神峠を見おろし(カゴ坂)へ下るを百五間。又東南へ下ると二町三拾七間にして甲駿の國界たり。西は藥師が嶽より無間谷。三俣夫より長山尾崎に下り。三ケ水。狐ケ水。裾野に至て裂石まて又甲駿の國界なり。八合目より頂上に至ては兩國の境なし。東南籠坂峠より西北裂石に至るまて。裾野の間拾三里。故に古へより駿河の富士とは云へとも。七分は本州の山なり。天正五年。武田勝賴淺間明神の願書に。古人云。雖レ跨二三州一過

半甲陽之山也とある是也(古より三州に跨ると諸記録に有と。實は二州のみ)。登山路北は吉田口。南は須走口。村山口。大宮口の四道なり。其內須走道は八合目に至て吉田道と合す。故に此處を大行合と云。村山道。大宮道に合す。故に頂上に至ては唯南北二路なり。南面を表とし北面を裏とすれ共。古より諸國登山の旅人は北面より登る者多し。故に北麓の村落吉田。川口二村に師職の者數百戸ありて。六七兩月の間。參詣の旅人を宿せしむ。此にて案內者を雇ひ。之に旅具等を持しむ。吉田より鈴原まで三里道險ならず。故に馬に跨り登山す。先つ山役錢として。參詣の旅人より師職共百貳拾貳文請取(古へは貳百四拾四文なりしとそ。今は其半減なりと云)。此內不淨祓の料三拾貳文。役の行者堂貳拾文(賽錢)。金剛杖拾四文(內八文は杖の料)。中宮三拾貳文(內拾六文は休息料)。藥師が嶽貳拾文(內拾四文は大宮の神主。六文は吉田の師職)。古へは此役錢を領主へ上納せしとそ。天正十八年十一月十五日領主加藤作內より與へし文書に。不二山御改に付。河尻氏被仰付候。以先書訴之條。如先規爲道役料青銅四貫文師職共儀に上納。爲其記刀一腰兼光作寄附於神前可帶之。委細者可爲前々事とある是也。採藥小録に駿河大納言様山道法御改の節。上吉田村鳥居より御改の由。富士の山上まで吉田より凡三百五拾七町七間半ありとぞ。此鳥居は淺間社中五丈八尺の大鳥居のとなり。是より登山門を出て。松林の間を南行すること三町許左方に一堆丘あり。大塚と稱す。塚上に小祠あり。淺間明神を祭る。土人相傳ふ。上古日本武尊東夷征伐の歸路道を甲斐國に取り。富士を遙拜したまひし地なり。後世塚を築き其微とし上に小祠を建るとそ。口碑に傳ろ歌あり「あつまちのえみしをむけし此みこの。御威稜にひらく富士の北口」。是よりして北口道は開けしとそ。林間を行くこと拾壹町にして高原に出つ。此林を諏方森と云御林也。又南行すること拾町許にして小坂あり。此地を御茶屋と云。古茶屋なとありし地なるへし。又此より東方八町許麗水湧出る所あり。凡曠野の間絶て水なし。唯此に在るのみ是を泉津と稱す。土人相傳ふ。建久四年源頼朝富士野の狩の時。此曠漠の地一滴の水なくして士卒皆渴に憊みけるとき。頼朝心に淺間明神を念し。鞭を以て巖を打しかは。忽ち麗水湧出つ。因て此水を仙瑞とも名くと云。今泉津と云は訛なりとそ。然れとも天正の末の文書にも。泉津の水道云々とあれは。猶古より泉津といひしにや。又夜倍の水とも云て夜に入れは水倍增すと云。此水引來ること數拾町にして。淺間明神の社地に入り。御手洗となる。又道より西へ入こと拾壹町にして大なる洞穴あり胎內穴と云。洞口徑五尺許石面滑かにして削るか如し。入こと四五丈

にして。旁らへ折て下り。背向し足よりして。漸く下る是を子がへりと云。少し下て平なる巖上に出つ。然とも巖上甚た迫り立こと不レ能。蒲匐して漸に進む。此處乳房の形したる巖あり。水溜り落ること乳の如し。又進むこと十丈許少し廣くして步行しやすし。最向に大日の銅像を安置す。是淺間明神の本地佛なり。產の紐と云巖あり。紐のめぐり集れる形なり。盤石あり圓にして盥の如し。中に胞衣の如き巖あり。是より奧尙深く見ゆれとも。狹くして入こと能はす。窟中凡て人の胎內に似たるか故に名くと云。淺間明神出現の古跡とて。富士參詣の旅人必す此洞穴に入ることとす。洞上に大なる石地藏あり。旁に籠屋一宇あり。此邊凡て繩を紛亂せるか如き形の石あり。銅色にして重さ亦銅鐵に類せり。燒石の熔け流れて。斯く結ばれたるものと見ゆ。如レ此小穴裾野の內に數多あり。想ふに貞觀の燒火に大石燒解て。大木の根是か爲に容範となりて纏ひ堅まり。數百年をふるまゝに。其木朽ち失せて。其跡かかる空穴となれるなるへし。又本路に返れは四方石垣をめくらし。山路其間を通する地あり。中に茶店一宇其南端に株木門あり。此處を遊輿と稱す。何の所爲たることを知らす。是より行くこと貳町許姥子と云地あり。古へ小堂ありて三津河原姥を安置する所なりと云。礎石今尙存せり。此邊より東五町許に白縁松の古木あり。大さ二圍餘。旗掛松と云。相傳ふ建久四年裾野卷狩の時。旗を此松に掛しとそ。又路より西の方拾町許大木五株竝び立たり。大さ各五圍餘鳥居木と稱す。淺間社中大鳥居造營の材なりと云。又行くこと拾餘町にして。道漸く急なり。此邊を騶馬場と云。古は淺間の祭禮に。流鏑馬ありし地なりとそ。後止て今は勝山及下吉田淺間祭禮に流鏑馬あり。此騶馬場の神事を移せるなりとそ。天文十七(戊申)年小山田信有か印書に。騶の馬場之上へ鳴物從古法度之事候間。此段向後可被相心得者也とあり。是古は此より山上鳴物を禁せし所以なり。漸く山足に迫て鈴原と云處あり。俗之を馬返と云。登山門より此に至るまて三里茶店四軒あり。人皆馬より下り此より上は步陟す。路倍〻急にして古木立繁り荊棘道を塞けり。此地の高さ御坂峠の絕巓と齊しと云。登ること貳町許にして大日社あり。鈴原大日と稱す。勝山記に享祿三年三月。騶馬場の大日堂炎燒。同大日像燒めされ候とある是也。其頃は此邊まて騶馬場といひしにや。又は大日堂の騶馬場に在しを燒失の後山上に移せるにや。旁に神明の社あり(出二神社部一)。是を壹合目と稱す。凡て是より頂上に至るまて里數を稱せすして合勺を以て數へ。十合に極まる。神社考に曰。孝安天皇九十二年六月。富士山涌出。初雲霞飛來如二穀聚一云々。依レ之後穀聚山とも稱す。山形平地に穀を盛るか如

くなれはなり。故に穀を量るに升を以てするに准らへ。山路を測る稱號とすと云。凡一合を壹里に准らふ。其實は鈴原より絕頂に至るまて七里許なり。一合五勺に鳥居あり少しく上りて平地あり。古へ定禪院と云一小堂ありて。吉田西念寺塔中清光院住僧每歲六七月の間參籠して。常念佛執行せりと云。今は廢せり。寶曆四年。同八年念佛供養の石塔あり。其比までは小堂も存せしにや。二合目に小室淺間明神の社あり。蓋し三代實錄所レ載。貞觀七年十二月九日。祭る所の祉なるへし。旁に日本武尊社ありしか。今廢して神躰木像は本社の神殿に納たり。文治五年覺實覺臺坊と云者。願主として造立の由。神像に記たれは。祠も其時の造營なるへし。又武田機山入道信玄手親所ニ彫刻一自像あり。是又末社の一なりしか。今は廢して本社に納めたり。役行者堂。淺間社の西にあり。本尊は役行者にて。八代郡右左口村七覺山圓樂寺兼帶す。古へ役小角伊豆の國に配流せられし時。此山を踏分け。始て頂上まて極むと云。圓樂寺は本と山伏の住山にて。其徒は小角の跡を追ひ。此山に入を修行とす。故に小角を此地に祭れるなるへし。此處役錢拾貳文を收む。每歲六七月圓樂寺より僧侶來て修法あり。此より少く西へ上れは。廣さ數拾丈の一片石の上を過き。巖路滑かにして攀かたし。石面に空穴あり。徑り貳尺許。深七八尺御釜と稱す。此邊より上は女人の參詣を禁す。永祿七(甲子)年六月。小山田信有か文書に(小佐野越後所藏)。女性禪定之追立とある是也。又上るを貳町許にして小屋あり道祖神を祭る。庄左衞門。幸右衞門と云者。二人守レ之。杖を造て道者に賣る。之を金剛杖と稱す。三品あり上直百錢。中五拾文。下拾六文。又役錢八文を收む。三合目此處を三軒茶屋と云。小屋二字旁に小祠あり道了。秋葉。飯繩の三神を祭る三神の銅像あり。元祿元辰年六月三日。月行□忡蒙ニ御告一新鑄小猿屋伊預持と刻字あり(月行者富士信者。五世の法嗣なり)。三合五勺に小屋一字あり。大黑天を安す。四合目此處に峨々たる巖石あり。高三四丈。廣六七間其上に淺間明神の小祠あり。御座石淺間と號す。相竝て日本武尊の小祠あり。永祿七(甲子)年六月小山田信有か文書に。中宮之御座石云云とある是也。四合五勺目古へ小屋ありし所なり。櫻屋地と稱す。近世迄櫻の大木ありて五月の比花開く。里より之を望めは一片の白雲の如しと云。五合目茶店五軒此內一軒は手洗水。四軒は役錢請取の小屋なり。其役錢三拾貳文は古參詣人に神供を配分せし料なりと云。今は止て唯役錢のみなり。又上るを三町許にして稻荷の小社あり。古棟札あり曰。奉寄進富士山中宮。旦那太田右衞門二郎宣定本願頂仙。天文三年(甲午)五月三日。同大日社。淺間社都て三社此を中宮の社と云。永祿四年(辛酉)五月八日。武田信玄の文書に。爲ニ社造營一於ニ吉田役所一年々拾貫文宛寄附云々とあり。同八年(乙丑)正月。黑駒關錢の內拾貫文寄附の事あり。同九年(丙寅)十二月二十二日信玄の文書に。御供粈子每月壹駄つゝ寄附とあれは。國主より尊信せしを可レ知。茶店に懸鏡一枚あり。小屋主織居と云者空谷より拾得たりと云。文字あり曰。奉ニ立願ニ三十三度參成就子孫繁榮故也。富士淺間大菩薩。永祿三年(庚申)四月十二日奉レ鑄所也。上野州群馬郡大工小島彌右衞門尉定吉總社之住人(敬白)とあり。驪馬塲より。此に至て古木天を蔽ひ。蘿藤道を遮きりて。攀かたき所多し。此より上は砂石山をなし。草木不レ生。因て毛なしと稱す。登路岔嶮し。四方を眺望すれは名を得る所の高山皆目下に見ゆ。又此所に遙拜所あり。是最頂へ攀るを不レ能者の拜する所なり。九合五勺此より西方へ小御嶽參詣の道あり。橫吹と云鳥居あり。橫道三拾町許にして大門に出つ。中腹より北方へ差出たる峯なり。社中長貳町許橫吹より此に至て鳥居六基あり。此より又西へ回るを貳里許にして天狗庭と云地あり。古木甚短くして葉繁り。皆な人意を以て作るもの丶如し。是れ皆烈風にもまるゝか故なるへし。小御嶽大門の前より頂へ上る道あり。けいあう道と云。西風常に烈くして甚攀難し。是古道にして今は道筋絕て登る者なし。五合五勺道より南の巖嵫を經嶽と云。相傳ふ。昔僧日蓮の法華經を讀誦せし地なりとぞ。堂一字あり。其內に銅柱に題目を鑄付たり。但日蓮參籠の地は少し上に巖穴あり。今姥が懷と稱す。是日蓮風雨を凌きし所なり。其時鹽屋平內左衞門か家に宿し。彼か案內にて登山し。此處を執行の地と定めけるとそ。日蓮年譜曰。文永六年(己巳)。是歲如ニ甲州吉田一。埋ニ手書妙經一本富嶽半腹一。以爲ニ後昆流布地人一。因名ニ其處一曰ニ經嵩一云々。是也。又少く上て不淨嶽古へは六七月の間山伏此處に籠居し。登山の旅人不淨解除の祓せし所なり。故にかく稱すと云。此より中堂廻りの道あり。信者か山の中腹を廻るを云。少く上て小屋あり。穴小屋と號す。本尊不動明王。別に地藏菩薩二軀あり。一は銅像甚古物なり。一は鐵首銅身の像。銘あり。尾州口羽鄉先達天文二十二年五月吉日と。鰐口あり古道より掘出すと云。長久二年六月一日と刻字あり。貞觀六年爆火より長久二年に至て百七十八年。かく神器奉納の事ありしなれは。爆火の後無レ程登山せしと可レ知。六合目此邊凡てかま巖と云。遠くより望めは巖の形かんまんの梵文に似たり。故にかく稱す。今かま巖と云は訛なりと云。されどかく稱するも既に久きとにや。大原舊記に永正八(辛未)年八月。富士山鎌巖もゆるとあり。此巖間より今も時々煙り立つとあり。火氣伏したるにや。小屋あり端小屋と云。七

フシサ

合目此間小屋凡九軒。此邊より道殊急なり。駒獄と云處に小屋あり。聖德太子の像並銅馬を安す。新倉村如來寺兼帶す。太子傳略云。推古帝六年夏四月。甲斐國貢二一驪駒一。四脚白者云々。令三舍人調子麿加二之飼養一。秋九月試馭二此馬一浮レ雲東去。侍從以仰觀。麿獨在二御馬右一。直入二雲中一。衆人相驚。三日之後廻レ輿歸來。謂二左右一曰。吾騎二此馬一躡レ雲凌レ霧。直到二富士嶽上一。轉到二信濃一。飛如二雷電一。經二三越一。竟今得レ歸。按に此古事を以て駒獄と云て。太子を安置せるなり。七合五勺より上に小屋二宇あり。東方の巖を龜巖と云。其形の似たれはなり。稍上れは烏帽子巖と云あり。享保十八年（癸丑）六月十三日。富士行者身祿が入定の地なり。小屋あり。身祿の木像を安置す。其流を汲む者。年々此に登拜す。田邊十郎右衛門之を進退す。此より道益嶮しくして足進みかたし。不毛砂中定まれる道もなし。一歩進めは半歩退き。雲霧脚下より起り。忽ち晴れ忽ち曇り。須臾の間明晦不レ定。八合目は所レ謂大行合なり。須走口より登る者も此に會す。小屋四宇あり。凡登山の者早天に吉田を發し日暮此に着す。須走口も亦同し。或は烏帽子巖に宿するもあり。此より下瞰すれは。中腹より下は皆平地の如くに見ゆ。日暮は西天の雲紅色にして。錦を散せるか如く。千萬里の間に渺漫たり。夜に入り。四鼓過るまても猶は如レ此。故に夜深に至るも不レ暗。八鼓より早東方明くなり。横雲萬里の海上に靡き。其間に島の如きもの數限りなく見ゆ。漸々に紅雲東海に滿れとも日出まては猶數刻の間ありと云。大小屋に懸鏡あり刻曰。大日尊奉納富士巖。駿州有渡郡横田住人河村三郎右衛門。天正十九年（辛卯）六月吉日大工家政と。上の小屋に銅像の地藏を安置す。雨天には水氣を含む。故に稱して汗かき地藏と云。九合目に小屋一軒あり。向ひ藥師と云。凡中腹より此に至るまて。小屋の地は山を穿ち。其內に柱を建つ。屋上は山と齊く。石を以て之を葺く。左右と前は石を積て壁とし。唯出入の戸を開くのみ。此より上は道最も急なり。少しく上りて大圓石あり。白色にして滑澤あり。影を寫すこと鏡の如し。裂て五段となり。其裂目直にして。利刀を以て割か如し。此にて東方へ向ひ。出日を拜す。日は海上に浮て。良々久しく大さ數十里ならんと見ゆ。地平を離れんとする時。彌陀三尊の影巖上に寫ることあり。之を來迎と稱す。日已に海面を離るゝとみれは。轉瞬の間に天に昇り。大さ常の如し。此圓石を日の御子と稱す。神社考曰。貞觀五年秋白衣神女出現。雙立舞遊。時火炎揚有二圓光一。即祭レ之。號二火御子一。蓋し之を謂ふか。又上れは嶮岨愈甚し之を胸突と云。巖壁の胸に迫るを云なり。絕頂へ向て。兩岸木匡を建て。石を盛ること數十層其間を昇降す。是鳥居御橋と云。頂上に登り右の方を藥師獄と云藥師の佛龕あり。別當大宮司（駿州富士郡大宮神主）。役錢貳拾文（內拾四文は大宮司六文は吉田）。小屋八宇四方に石を積て壁とし。一方に戸を開く。駿州須走の者此に住し。團子餅を賣る。甚た小にして腹に滿たす。凡中腹より頂上に至るまて。飯を炊くに薪なく。又水なし。薪は中腹より以下。深谷の內より採て。谷々の小屋へ負擔して送る。故に上るに隨て。直彌々貴し。水は山陰の氷を取り來て屋上に置き。日中の流滴を汲む。峯周回五拾町中央は空坎なり。深さ數百歩。最底には常に雪あり。或は忽ち雲を出し。忽ち風を生す。周回の峯を八葉と云。空坎を內院と云。高低の八峯を八葉の蓮花に喩へ。八葉に各佛號を配當し。坎中を都卒の內院に比す。都の良香か記に曰。頂上有二平地一。廣一許里。其中央窪下。體如二炊甑一。甑底有二神池一。池中有二大石一。石體驚レ奇。宛如二蹲虎一云々。神社考曰。中央有二大窪一。窪底湛二池水一。色如レ藍染レ物。飲レ之味甘酸治二諸疾一云々。神池今存せす。數百年の間砂石轉ひ落ちて埋まれるにや。窪中に南岸より指し出たる巨巖あり獅子巖と云。其形獅子の蹲踞するか如し。所レ謂石體如二蹲虎一とあるは之を云ふか。八合邊より頂上に至るまて異鳥常に栖む。其形鵲の如し。內院鶯と云。藥師獄より左へ回れは廣き平地あり。東賽河原と云十一面觀音の鐵像あり。願主の名あり曰。共尾張國海西郡津島村奉鑄之者也。檀那富士大宮司親時願主津島住吉左衛門有久大工河內◯村◯左衛門尉◯淺間嶽。于時明應二（癸丑）年五月十六日と。此所を初穗打場と云。參詣者之より賽錢を坎中に投す。鐵身銅首の大日座像あり。銘あり曰。尾州海道郡富士庄江西鄕野間彌三郎。大永八年（戊子）五月十三日藤原敏久と。旁に銅花瓶あり。寬文八（戊申）年云々と記せり。夫より南へ回りて勢至獄。銚子窪。南の初穗打場を過れは小池あり。麗水常に湛えたり。銀名水と云。池の徑貳尺許旱天にも水涸ることなし。駒獄には梯子にて往來する所あり。銅馬あり。是れ太子の驪駒に乘り。來て休息せし地なりと云。七合目にも同し地名あり。又堂あり。表大日と云。別當は駿州の村山村山伏大鏡坊。地西坊。辻坊の三家なり。此三坊より古へは山役料として青指錢貳貫文。太刀壹振。袈裟壹掛を每歲吉田師職の方へ請け取り。谷村役所に納むと云。秋元氏の領知たりし時。寶永二年家士貳名にて吉田師職の名主へ下知する書に云。表大日役料之儀者。上吉田名主方へ被置可差出候とある是也。享保の末齋藤喜六郎支配の時宥免ありて其證のみにて可也とて。數を減して貳貫文の代に貳百文。太刀壹振の代に小刀貳本。袈裟壹掛の代に注連貳掛つゝ目錄添て請取ると云。諸州採藥錄曰。富士山は甲州の山にて云々。駿河の富士といはせぬ爲に駿

フシサ

州村山口より太刀三振靑指三貫文つゝ。甲州郡內領の御代官御陣屋へ上納仕候由。當御代官被仰付候は。其形計有之候へば能候間。太刀三振の代に小刀三本。鳥目三貫文の代に三百文致上納候樣被仰付候云々是なり。土人の所ㇾ傳と品數不ㇾ同。成澤村正德五年の村記云。富士山北面へ駿河口より相納候小刀鳥目製淺等之儀を以。持山の山證據に申立候得共。先年は御領主樣へ相納候所に御領に罷成。上吉田川口村之御師へ可預置の由。被仰付候云々。此書に據れば正德の比既に三品數の減せりと見ゆ。享保の比よりと云へる土人の說は誤り也。近來不納の年相續きて終に止ぬと云。此所小屋二字あり。又鐵像の大日二軀あり。銘に曰。願主富士山奧法寺辻坊之覺乘。尾州中島郡於今崎鄕奉鑄此尊也。松本宥阿檀那等毛利廣氏。並明室等光大姉雅稱野々村妙光。明應四年(乙卯)五月廿六日。重吉道見永家妙淸久妙蓮永光遠貞信今枝定金延衍都任秀と有。此處駿州大宮道あり。平砂の間小川の形あり。末は內院へ入る。六七月の比は水涸て唯〻空洞なり。雪消の比又雨後抔には。此より水流れて內院に落つ。是をこのしろが池と云。古へは水溜りて池を爲せしにや。名稱何の謂たるを不詳。此池の名によりて郡中鰶魚を不ㇾ食。池の上に小橋あり。此を過き少く行て。劔の峯の下に至る。亦た銅像の大日あり。寬永元(庚申)年六月。願主勢州度會郡田丸領岔田村成川茂右衞門と刻せり。又劔の峰の最下に鐵像の大日あり。銘に曰。檀那眞壁久朝白川彈正少弼政朝在判。延德二稔(庚戌)仲夏十二日。羽目安藝入道宗祚。同兵部少輔政基。安達大宮正蓮妙心佐吉日善□□祐泉道音妙參と。又劔の峯の坂路に大日あり。銘に曰。天文十二年五月十六日。濃州可鼻郡上任戶右衞門。金谷村人形九郞治郞と。此より西北へ向て上る道を親不ㇾ知子不ㇾ知と云。道は內院に傾き嶮阻甚し。之を攀る者一步を過ては數百丈の內院に落つ。此峯八葉第一の高峰にして遠方より望めは其形ち圭頭にして劔を立るか如し。故に名稱とす。此に登て四方を下し瞰れは。名たゝる高山も皆な平地の如くにして。一も眼に遮さる物なし。宛然として空中に坐するか如し。眼力及はされは。千萬里の外を眺望するを不ㇾ能。唯西は駿遠參及勢州の海岸。東北は筑波山。日光。淺間嶽等小丘の如く。東海は渺々たるを見るのみ。登山の者多くは嶮路を恐れて此に上らす。此中腹を過て北へ回り釋迦嶽に至る。內院の方を過るを內濱と云。峯の外を回るを外濱と云。外濱の道は巖磡け落て人蹤及はす。凡嶺上の地燒砂の中に。堅實にして滑澤ある細石雜り。或白く或黑く皆研けるか如し。宛も海濱の波に磨れたる石に異ならす。都氏記(按に都氏記は神社考の誤ならん)に窪底に湛二池水一とあれは。上古內院の穴に水を湛へたりしも知へからす。故に斯く水邊の如き石今に存して內濱。外濱の名もあるにや。又西北の方は數千丈の谷ありて。砂礫常に飛流し。其聲雷の轟くか如し。中腹に下りては廣さ數萬步。谷底の深さ測るへからす。棚數百段ありて。裾野に至ては益〻廣し。中腹を攀る者。此に至て過るを不ㇾ能。遙に裾野へ下り。漸く向ひの岸に移る。此間一日路ありと云。是を大澤と稱す。按に。古詠にある所の鳴澤は。此澤の事ならんか。萬葉集に「佐奴良久波多麻乃緒婆可里。古布良久波布自能多可禰乃奈流佐波能其登」とあり。續古今。後鳥羽院「けふり立思ひも下や氷るらん。ふしの鳴澤音むせふ也」。新拾遺。慈圓「さみたるゝふしのなる澤水越て。音や煙に立まかふらん」。同。權中納言公雅「飛螢思ひはふしと鳴澤に。うつる影こそもえはもゆらん」。夫木。俊賴「紅葉ちるふしの鳴澤風越て。淸見か關に錦おるらし」。同「さみたれは高根も雲の中にして。なるさはふしのしるし成けり」。家集。源氏眞「山澤のおとになるさのみなかみは。雪吹ふしの嵐なりけり」。無名抄に云。五條三位入道は此道の長者にていますか。されとふしのなるさとよみて。なるさの入道と人にわらはれたまひしかは。いみしき此道の遺恨にてなん侍りし。これほとの事。しり玉はぬにはあらす。おもひわたり玉へりけるにこそ。藻鹽草の一說には鳴澤にあらす。なるさと書なり。なるさとはふしの山よりいさご降ることあり。其鳴音を鳴沙と云。ふしの山には白砂麓へなかれ下る事は一定なり。人のおるゝにつれていさご下りて。一夜の間に上ると云々。此說甚た非なり。實地を踏さる人の憶測なり。人の下るに連れて。砂こけ落ち。一夜か內に上ると云へるは。登山の者の下向道にして。今此をはしりと稱す。走り下るに隨て。沙落るをは藻鹽草の云ふ所の如し。而て一夜の間に上ると云ふは今も言ふをなり。鳴澤の實地外に當つへき所なし。偏へに大澤の古名なるへし。況や此澤の麓に至て。鳴澤村ありて。古名を存するをや。然れは鳴澤は駿河に非す。然て劔峰を下れは西の賽河原に出つ。此邊常に雪ありて。巖下に氷柱下がり。極暑の節と雖も寒氣堪へかたし。又行くこと數拾步にして小池あり。麗水常に湛えたり。之を金名水と稱す。旅人之を汲て竹筒に入れ。或は淨紙に靉して持歸る。又釋迦嶽。裂石と云所あり。此外濱を回れは奇巖突出し甚た攀かたし。岩窟に取り縋り。絕巘を昇降して漸く進む。窟中に大日の懸鏡あり。徑り壹尺八寸。銘あり云。文龜三亥年八月吉日願主太郎三郎と。又巖窟の間僅に膝を容る許りの石あり。此れ安山禪師入定の所なり。夫より少しく下て弟子久圓と云者。師の跡を追て。同く入定せし跡あり。時に延寶五年(丁巳)五月十八日なり。其傳別

フシサ

フシサ

に記せり。骸骨全くして近時まで存せしかど。大地震の時。巖崩て骨と共に深谷に落ち失ぬ。又東に回れは。漸く高平の峯に出つ。石を以て圍める中に白骨あり。是は六七十年前或る執行者の入定せる遺骨なりと云。人或は安山の遺骨と云は誤りなり。是より藥師嶽に下り沓の道を下向す。八合目に下り此より走り道に係り。五合五勺目まで砂礫と共に走り下り。砂拂と云所に至て止る。此に小屋あり下向の人休息す。懸鏡あり銘に云。武州大里郡佐谷鄕住居願主祐快。天文四年（乙未）六月一日。松壽平子駒壽藤原長泰滿吉千手平賀辰子小藏梅子妙祐松子藤子と梵文八字あり。此より左へ下れは小御嶽。右へ下れは中宮に出て。初の道を下向すへし。四五月の比山上の雪消る時。遠望すれは牛の形或は鳥の形に殘る。是を農牛。農鳥と云。農人之を見て。稼穡の時をトす。駿河の方にては農馬と稱すとそ。南面は馬形に消え。北面は牛形に消るも。方位に從ひ。自然の理なるにや。山中の語に登るをさすと云。下るをはしる。雨をおたれ。風をおのきと云。義楚六帖曰。日本國又名二倭國一。東海中。秦時徐福將二五百童男五百童女一。止二此國一也。今人物一如二長安一（中略）東北千餘里。有レ山名二富士一。亦名二蓬萊一。其山峻。三面是海。一朶上聳。頂有二火煙一。日中上有二諸寶一流下。夜即却上。常聞二音樂一。徐福止レ此謂二蓬萊一。至レ今子孫皆曰二秦氏一。彼國古今無二侵奪者一。云々。焦氏筆乘曰。日本國名二倭國一。東北數千里。有レ山名二富士一。又名二蓬萊一。國中最高山。三面皆海。一朶直レ上。頂有二火煙一。秦時徐福入レ海求レ藥終止レ此。至レ今子孫稱二秦氏一と。今川口吉田の師職中に秦を以て氏とする者數家あり。後世改レ秦爲二羽田一。又川口淺間の末社に徐福の社あり。萬葉集高橋蟲麻呂歌に。「奈麻余美乃甲斐乃國。打縁流駿河能國與己知其智乃國之三中從。出之有不盡能高嶺者」云々。此歌甲駿二州に跨る證なり。夫木集三百六十首の中光俊朝臣の歌「こゝら高きかふひするかの中に出て。四方にみえたる山はふしのね」。又よみ人不知「ふしの山はひとつあるものとおもひしに。かひにも有てふするかにも有てふ」。此うた田安前中納言宗武卿の御詠に能く似たり「ふたつなきものとおもひしふしのねは。かひにも有てふするかにも有てふ」とあり。本朝世紀に曰。久安五年四月十六日丁卯。近日於二一院一。有二如法大般若一。一部書寫事。卿士大夫男女素緇多營二此事一。是則駿河國有二一上人一號二富士上人一。其名稱二末代一攀二登富士山一。已及二數百度一。山頂構二佛閣一號二大日寺一云々。今頂上を視るに。然るへき佛字なし。後世廢せしか。又今の表大日堂の事ならんか不レ詳。富士八海。山中海（古名石花海なり）。明見海（小明見村の南にある池水也）。川口海（延喜式。三代實錄所レ載富士北麓にあり）。西海（古名

フシサ

淺海後世西字を用ふるも。音を取てせの海と云き。今はにしの海と云。長濱の西にあり。以下三海共に八代郡にあり）。精進海（西海の西にあり。古へ岸相接して同海なりしに。貞觀の爆火に焦石流れ埋め。中斷して兩海となる）。本栖浦（出二三代實錄一。精進の西南にあり）。志比禮海（本栖の西にて山腹にあり）。須戸海（駿河國富士郡にあり）。麓より東は猿橋に至るまて地中一盤石なり。故に井を鑿るを不レ能。此間凡六里餘是富士の根石なりと云。南面も三島邊に至るまて亦如レ是と云。富士行者略傳（富士一派）。富士行者書行藤佛俐者。加藤肥後第五庶子。天文十年（辛丑）正月十五日生。幼名長谷川竹松七歲にして富士信心發起。永祿元年初て富士行者となり。元龜三年四月八日。富士北麓より登山。吉田村御師小澤丹波及川口坊士佐家を宿とす。初め長谷川左近。又加藤甚平。立願之初角行小珥大旺。又書行藤俐人、書行東覺佛。元和六年春。人穴に入て。千日の難行を修め。方六尺の材木に立ち。一丈二尺の杖を突。不食不飲不眠にして。千日參籠す。其內所レ筆一幅。今丹波か家に傳ふ。文字尋常の者に不レ通。皆異字を用ふ。相傳ふ人穴の行中。仙元明神の教へ給ふ文字なりと云。正保三年（丙戌）六月三日入二人穴一入定。行年百六。是を元祖として至レ今其流を汲む者數萬人。二世日行日珥俐は下野國宇都宮の人也。俗名軍平初瀬珥と云。後日行日珥と云。承應元年（壬辰）十月十三日。死二于宇都宮鐵砲町一。葬二田中定光禪寺一。三世旺心俐は武州江戸の人也。俗名赤葉庄左衞門。寛文十一年（辛亥）正月十三日。死二于江戸横山町一。年六十七葬二本稻寺一。四世月珥俐江戸石町の人也。寛永七（庚午）年生。俗名前野理兵衞。元祿二年（己巳）閏正月二十三日死享年六十。葬二深川雲光寺塔中正覺院一。門人二人藤原月心是れ光清派の祖也。月行劒忡是れ身祿派の祖也。藤原月心は俗名村上七左衞門稱二月心一。寶永五年（戊子）十二月二十九日死二江戸小傳馬町二丁目一。村上光清者月心の子。淺間之社中殿屋は皆光清か所二建立一也。寶曆九年四月死行年七十八。五世月行劒忡俐は伊勢國人也。俗名森太郎吉。享保二年（丁酉）九月二十六日死二江戸白銀町一。六世食行身祿俐伊勢國一志郡川上人也。寛文十一年（辛亥）正月十七日生。姓は日置出二於北畠家一云。後改稱二伊藤氏一。年十三の時江戸に來り。商人となる。十七歲の時月行を師として富士仙元を信仰す。是より四十五年の間朝夕兩度の垢離一日も怠ることなし。俗名伊藤伊兵衞。江戸板橋平緒町野口彌右衞門か地內に住居す。後巣鴨傾城が久保小泉文六郎か宅地を借て移住す。每年富士參詣怠るとなく。吉田御師田邊伊賀及田邊和泉が家を旅宿と定めける。身祿性躁がしき人にて。時と所のゑらひなく高聲に祈念し。夜深て

フシサ

人靜まる比も。風と思ひ立て俄に大音あげて祈るを常の事なり。同宿の旅人之を厭ひ。或は宿を他に移さんとす。斯く諸人に厭ひ惡まるれば。宿の主も數人の客に換ふべきにあらねば。身祿をして。他へ移らしめんとす。身祿不レ得レ已旅宿を外に替れども。所レ宿每に厭けれは。後は誰ありて宿せしむるものなし。田邊十郎右衞門と云者之を聞き。我等淺間明神の德澤に依て朝夕を送る。假令ひ狂人たりとも。明神を尊信する者は。我等第一の上客たり。爭かてか斯る人を疎かにすべけんやとて。我宿に引入れ懇に待遇なしける。身祿も喜ふこと無レ限。かくて享保十八年に至て。入定の事を謀り。釋迦ヶ嶽に於て入定の地をトするに。大宮司より障る事ありし故に。七合目烏帽子巖に下りて定室を構へ。六月十三日定室に入り斷食す。十郎右衞門も其旁に小屋を作り。懇に之を看護す。入定の日より終焉の日まで三十一日の間詠歌あり。十郎右衞門も與に歌をよみけり。共に記して三十一日の卷とて今に田邊が家に傳り。信者の求に應して寫させける。七月十三日辰刻命終る。享年六十三。登山四十五度。遺骨端坐のまゝにて。雨雪に暴され。年久しく存し。其流れを汲もの。年を追て繁昌せしかは。他派の行者。之を妬ましくや思ひけん。遺骸を杖にて打碎けり。十郎右衞門之を悼みて其邊に深く埋めけり。其處をば一子相傳にして。人に知らしめず。身祿定中に其深意を十郎右衞門に傳へ。且つ身に副ふる物を皆な與へけり。其遺物今田邊が家に傳り。其流を汲もの之を拜禮すと。目錄如レ左「日數遺言講話。食行直筆卷四軸。三十一日卷一軸。内(一本讓り書置)。御身祓(大幅)一幅。御身貫(大小)二幅。入定之年先狀一通。師月行直筆。身祿行中綿服野袴。茶碗一口。下駄一足。」富士物忌量(元本小澤丹波所藏。是は吉田のみに限りて古へより此を法として用ることとなれば。通法の服忌令と異なり。今元本のまゝ此に載す)。父母忌百日服二十日供養七日。養子父母二十一日服五日供養三日。但跡繼五十日服十日。師匠忌二十一日合火三日。但跡繼五十日合火五日。祖父祖母方五十日。母方二十一日同服十日。伯父。伯母。父方五十日服十日合火三日。母方二十一日服五日合火三日。兄弟五十日服十日合火五日。子忌五十日合火五日。引導師七日合火三日。甥姪系子孫共七日。嫡子忌七日。但嫡子も跡繼二十一日。產屋五十日。鹿七十五日。子鹿百日。猪三十日。鳥兎三七日。魚三日。赤腹七十五日。月水十一日。姙者男五月迄。參產流五十日。父七十五日。產屋内子死父母兄弟共二十一日。荒膚七十五日。あたはだ七日。靑蒜七日。干蒜百日。葱一夜。疾病足立迄。火難二十一日。神親烏帽子親讓りあらは七十五日。なくは二十一日。女生を夢にみては行水千度。小烏五日蝉。按に永祿五年五月。小山田信有か立願書にも。四足二足の物一切服用致間敷云々。又寶永中淺間神社訴論の節も。物忌量も如二先規一云々と。寺社奉行土井伊豫守裁許狀あり。是れ皆古へより社法の物忌たる證なるへし。富士山爆火の事。古へより數度皆な正史に詳なれは此に贅せず。獨り寶永の爆火に至ては實記あるをを不レ聞。唯口碑に存するのみ。其比吉田の師職の中に田邊安豐と云者ありて。長歌一篇を作り。爆火の事實を記せり。今其家に傳ふ因て此に載す。但文字多く磨滅し。讀みかたくして。其義通せさる所あり。如レ左。「大元一氣。明靈一德水。開闢よりふしの高嶺の白雪は。曇らぬ御代をてりそへる。惠み普き日の本の漏ぬちかひの數々に。鶴の郡は千代かけて。末は吉田と日に榮ふ。三國一の大華表。山は元來動きなき。豐秋津洲の要石。鎭め靜まり金輪の。水際よりも涌出て。天地和合の眞榊は。常磐に榮ふ神かきや。頃は寶永四のとし。十月四日の地震につき。湯花捧て神託の。神告こそは有かたや。押付陽の方よりも。大火の難の來るへし。二夜三日の神事して。神慮をすゝしめ奉れと。神はあからせ玉ひけり。さて霜月の二十三日。くれ六よりも地震して。五十度餘り。詢々と。曉よりは數しらす。巳の刻下りになりし時。當山南に當りつゝ。天より丸き鐘程の。光下るとみえしより。黑煙山のことくにて。鳴動しつゝ。響く音。雷□も集りて。一度に落ときもつぶれ。酉の刻より。神鳴り電こそ頻にて。戌の刻には。火焰燃。火の玉天へ上ること。戰慄て惶しく。二十四日の巳の刻に。霞の如く薄煙四方に懸り。須走は石砂ふりて。天火にて燒亡せしと聞よりも。當地俄に騷動し。女子四方へ惶くて。爰やかしこにさまよへり。戌の刻には大地震。鳴ると光はいやましに。二十五日は。朝日さす。又晝よりは曇りつゝ。偖こそ二十六日より。師官神主神前に。禁足しつゝ相つめて。御山安全。天長く。地は萬代の御祈禱に。西風出てゝ黑煙も。鳴りも漸く靜まれは。丹誠無二の大祝詞に。近鄉遠里の參詣は。稻麻竹葦のことくなり。あくる二十七日も。けふりは高く見えけれと。午の刻より日かけさす。二十八日九日には。鳴も光もやはらぎて。日かけてりそふ大鳥居。砂のふしれに神まうて。貴賤群集の人こゝろ。よきもあしきもひたすらに。國も豐と祈念する。みそかの戌の刻過に。地震煙も大きにて。火の玉上りやけ出る。されとも師走朔日は。日の神朝より奉拜す。二日は同し樣子なり。三日の夜もくもりつゝ。明日四日の曉には。雪ふり白く見えけれは。又巳の刻に地震して。夜半迄止す火の玉は。大きに出て惶しく。五日は殊にみなみかせ。晝過までは鳴動す。されとも申の下刻より。煙も鳴もしつやかに。六日。七日は朝よりも。なほ明らかに。日

の神の。御影一入ありがたや。八日は地震度々にして。子の刻ばかりに大動し。火の玉猶も多ければ。千早振しく神風に。寅の刻より安鎭て。彌々高きふしの山。駿東郡足柄より。不二山までは村里も。草木も見えず埋れて。皆黑山となりければ。小河の水もたえ〴〵に。のんど潤ほす程もなく。人倫道路のわづらひは。草木における露もなし。ふし參詣の人々は。御江戸高井戸。八王子。谷村と開て上るへし。新山見度かた〴〵は。不淨か嶽を少し行。女ふしにてよくみゆる。大山掛の順禮は。荻野飯繩三增越え。根小屋鼠坂吉野まて。道法八九里出ぬれは。富士道中のしるしには。忌服をはらふ注連かけて。火を改て御やどする。まことのみちは神と君。八百萬代もうごきなき。永代の形見なり。寶祚も隆座。大樹枝葉も德當。御代瑟々間々然。飾蟄ふ黎民。竈の烟も靜々然。國も豐に鎭りて。常磐かきはの御代そめてたき」。此時嶽の中腹に山を生す。寶永山と稱す。駿州に屬せり。平野長池山中等の村々。砂ふりて山を埋め。今に至て草木生せす平地も耕作の地なし」と見えたり。以上國志の說。或は妄誕無稽に涉るものなきにあらすと云とも。其富嶽全體の景狀を說くに至ては。亦頗る詳を悉すものと云へし。また【富士參詣】のことは歲時記栞草に日次紀事を引て云く。六月朔日より二十日に至りて。諸國の民人富士山に攀登る。凡富士山に登る四道あり。駿。遠。豆。甲是なり。山に登るもの其方角によりその便に隨ふ。その麓の領主。多く人力の及ぶ所は坂路を修せしむ。四道の麓行人止宿の家あり。これを坊といふ。山伏先達なり。參詣の人之を嚮導として登山す。日午坊を出て。その夜明るに及で。山上に至る。凡行程八九里。山腹三四里の間。大木森蔚し。玆より上樹木なし。晝は登るに堪ず。故に半夜に入て登る。土人坂路中間の岩窟に小屋を構へ。これを篠小屋といふ。もし風烈しき時は。しばらく此室に入。屋主雪水を以て茶を煎じ。これを鬻ぐ。山上所々に靈地靈社あり。絕頂に池あり。周二里餘池の中常に烟あり。これ鹽硝硫黃の氣あるゆゑなり。登るものこの池をめぐる。若風雨に逢ふときは。巡るをあたはず。攀躋を得るを富士山上といふ。今畧して山上といふ。又或は禪定といふ。後世菩提を祈るを以てしかいふ。その人を行人或は道者といふ。はじめ登る處の坂路の外。別に沙石の道あり。歸るときこの坂より下る。行人脚底に草鞋を縱橫にして穿。かくの如くせざれは。足のいたみに堪す。しかして沙石に乘じ下ること八九里の間二時ばかりにして麓に至る。近世山の腰を巡る者あり。これを横行道といふ。また横出山上と稱す。その行程攀躋に比すれば。道を倍にして。且つ險岨艱難いふへからず。これを苦行といふ。凡そ山上七月以後既に雪ありて登るをかたし。故に諸方より來りたるもの六月を以て限とす。一說に富士山は人皇七代孝靈天皇五年。淡海國の地折て湖湛ふ。時に富士山出現す。故に近江の國人富士を以て。吾國の土とす。これによりて近江の人垢離に及はす。他邦より來るものも近江の土砂を携て山上に登れば。近江の人に准じて平安を得ると云ふ。緣起延曆二十四年託に曰。我を淺間大神と號すと。平城天皇大銅元年社を立て是を祭る。本地大日如來云々。神社啓蒙淺間の社は駿河國不盡郡にあり。一宮記。富士權現と號す。大山祇女木花開耶姬なりと云々。」【富士垢離】歲時記栞草に日次紀事を引て云。五月二十五日より六月二日に至て。富士の行人毎日河邊に出て垢離をなし。富士權現を遙拜す。是富士參詣におなじといふ。その間男女行人をたのみ病を祈禱を索む。行人そのもとむる處の紙符を願主にさづく。又祈願の人みづから行人に交りて。垢離を修す。酋長を先達と稱す。其會する處を富士小屋と稱すとあり。行者の事は日次紀事に云。元聖護院派下天台山伏先達也。自二山城國一修二山上一者。鴨水側構二精舍一精進潔齋。毎日入レ水浴。是謂二富士垢離一。其間洛中兒女。令下二行人一祈レ病索上レ福。或又憑二斯人一而使レ勸二代參一。」嬉遊笑覽云。松の葉長歌部に。不二詣といふあり。其內に。「うかれこがるゝ二挺たちに打乘て。おもふ君をばはやみつまたの。うへの茶屋よりわけよしが招ぐ」云々。「兩國橋までのりつけて。はな火〴〵をめせさせかはんせ」云々。又「かしこをみてあれば。不二まうでのぎやう人だちか。さんげ〳〵六こんだいしやう。ざんぶりどんぶり。ずぶどぶ。ひよひよんに。ひやうたんを。腰につけての水遊びちござんす」江戸總鹿子新增大全に。六月二十八日より七月七日に至る。相州大山石尊に參る輩。兩國橋の東にて河水にひたり。垢離を取ておめく聲。蚊の鳴がごとし。七月十四日より十七日の朝に至るを盆山といふ。此輩市人の中にて中人巳下のみ也。放逸無慚の者のみ多き事。いぶかしき由。鶉下庵もいへりと有り。この書。寬延四年孟春と序文にあり。懷子(四)「行水に數かく垢離や富士詣」など。俳諧にみゆれども。大山詣は古き發句などにもなきにや。年毎に富士參する者は。大山にも詣するなり。多年登山したるものを先達といふ。其むれむれいとおほし是を富士講と唱ふ。病人などあればその蝟集りて祈禱をするに。先千垢離とて河にひたり。藥の錢さしを水中に投けつゝ。慚愧懺悔など唱ふるは。いつも定まりたる時なし。錢さしを用るは。百度參よりおもひよれるならん。六玉川「大山にぬかつたものはなむあみだ」。江戸名物鑑。大山に山本宮內とありて。當には納太刀と天狗の面をかけり。山本某は御師にや。その發句に「夕立やふとりし男

いさきよき」。これらのたぐひの多く詣る事になりしは近きとと見えたり。富士參りの出立も昔は異なり。風俗文撰(寶永元年許六選)。嵐雪が富士賦に。禪定の人は。寶冠に頭をつゝみ。下向道は小袖の砂をふるふといへり。今はかやうの姿するものなし。

【富士講】さて德川幕府の頃。富士講のことに就。度々令達あり。嘉永二酉年九月中御觸書に。富士講之儀に付ては度々町觸之趣。竝文化度猶又內々にて富士信心之先達と唱。不取止儀を講釋抔致し。俗之身分にて。行衣を着し。望候ものへは護符を出し。或は加持祈禱且人集等致候。始或愚身より之事に候得とも。右之內には身分を不顧。其席へ立交候族も有之由。風俗にも不宜。第一は觸面を不用不屆に付。急度咎をも申付候條。此以後右體之儀見聞および候はゝ差押。早々可申出旨。町觸有之候處。近來猶又御府內外之ものとも講中間を相立。追々信仰之もの不少哉に相聞。不屆之事に候。今般寺社奉行所において。富士淺間師職とも。竝講中之內重立候もの共をも相糺候處。其組と尊信いたす行藤佛竝右教を傳來いたし候。食行身祿と申もの。神道。佛道にも無之。自己の存付を以。種々異樣之儀申唱候を歸依致し候段。公儀において御立被置候神道。竝諸宗門之外。俗人之申教を信用致し候樣之儀等相唱。兼而觸渡之趣。相背不埒候。急度可及沙汰所文化度以來年曆も相立。殊に江戸市中而已に無之。最寄國々にも講中へ相加り同樣之所業に及候もの有之哉に相聞。畢竟愚昧之ものとも追々心得違をも生候儀に付。此度は令宥免以後食行同行抔と唱。講中間を相立。或は行衣を着し。鈴を持。異行にて登山等致し。平日も如何敷唱事又は俗人之身分にて焚上けと號し。加持祈禱に紛敷儀を致し。護符樣之もの差出儀等。一切令停止候間。向後□行食行等之申遺候書物持傳へ。內々信心致ものも有之候はゝ。所役人共も精々相改。其筋へ可申出。若等閑に打過候得は。當人は勿論。役人共迄も。嚴重に可申付もの也。右之趣。御料私領寺社領とも。心得候樣可相觸候。嘉永二酉年九月八日」とあり。此類多くあれと今其一を抄するのみ。以上富嶽の全體。及從來富士講社會の風習を知るに足るへし。富嶽氣象觀測の事は氣象臺を參看すべし。

フシミトバノエキ　伏見鳥羽之役。慶應三年將軍德川慶喜外國事件の爲に。京都にあり。一面大阪の外人に接し。又毛利氏を征し。一面京都の朝廷に妥協す。已にして長侯の罪を免ず。薩長の二藩侯朝紳と心を協せ。尊王攘夷を行はんとす。其の兵會津。桑名等佐幕の諸侯の兵と衝突せんことを恐れ。十二月將軍京都を去り大阪に移る。尋て將軍を辭す。正月兩藩の軋轢益々甚しく。前將軍佐幕の諸藩兵に擁せられて。三日。京都に向ふ。闕に入て君側の姦を攘はんと謂ふなり。薩長の兵之を伏見鳥羽に邀へ擊つ。幕軍敗績し。慶喜會津侯松平容保。桑名侯松平定敬。松山侯板倉勝靜等と共に大阪より船に駕して。十二日品川より江戸に入る。詔して慶喜を討たしむ。

フシミヤキ　伏見燒は。陶器なり。工藝志料に。伏見燒は其の始詳ならす。雄略天皇の御宇山城の工人。其の伏見に於て陶の清器(清淨の器を云ふ)を造りて。朝廷に進しことあり。而して後其の陶窯廢す。元和元年伏見の人。鵤幸右衛門といふものあり。始て小兒玩具の土偶人を造る。時人呼て人形屋幸右衛門といふ。其の他の工人巧を傳へて今に至る。其の造る所のものは土偶人及禽獸。又祭器に用ひる盞壺等を製す。其の土偶を造るの法は。背面を分て兩片と爲し。模型にて作り窯に入れ。燒て後膠を以て兩片を縫合し。着色を施し形狀を具す。同國深草里の工人も亦之を製出す。幸右衛門の造りし所の土偶は。世に稀に傳ふるものあり」とあり。ニムギヤウ參看。

フジムクワ　婦人科の醫學は。產科及び生殖器專門に名つくるものにして。就中產科を其の重なるものとし。特に產婆を置くに至る。日本產科全書に云く。秦漢以後。二千年來の漢醫方に一の手術なく。所謂外科なるものも。亦殆ど內治の術と異なるなし。本邦の醫學は。其積弊を受け。更に別機軸を出さゞりしこと亦數百年。滔々として唯草根木皮の雜材に治療の欛柄を委れ。德川氏の中世に至るまでは。殆更世を擧げて。皆李朱の陋說に惑ひ。溫補の說を持し。方藥すら猶は峻劇なるを嫌ひ。一二鍼熨の他。外治の道を知らざりしなり。而して此凡界中に於て。蹶然として起て麈き。相尋ぎて靈活なる手術を出し。姑息の方技に一生面を開きたるは。助產學なりし。而して助產學の能く此に至りたるは。一に賀川氏歷世の力なり。賀川氏の未だ興らざるに方りては。東洋の助產學は依然として產經。產寶。婦人良方の治にして。軍陣金瘡家の手に委ねられ。之と併施せられたり。中條。板坂。瀨尾。乘附。田中の諸流。皆然らざるはなく。安藝氏(道受)。糟尾(久牧)。女科を以て家をなすと雖も。其說甚だ見るべきものなく。凡そ此の數家の救急將護の術は。皆方藥符咒鍼刺擦鹽等兒戲に類するものゝみなりしが。賀川氏の第一世玄悅(一七〇〇至一七七七)出づるに及び。大いに救護の術を講じて。其の方一時に豹變し。燦然として始めて見るべきものとなれり。玄悅字は子玄。近江の人。畎畝の間より起り。

フシム

心を醫術に用ゐ。困窮して按摩を業とするに至れり。而れとも學を廢せず。年四十餘の時。隣家の婦の難産なるに遇ひ。構思反復。忽ち一方を得てより。之を數人に試み。遂に産科若干術を創唱し。世醫の難とする所を治して。全からざるとなく。名遂に海内に動き。一世に雄視するに至り。晩年（六十七歲一七六六）乃ち産前七十五難。産後百二十五難を著して。一家言を立て。名けて産論と云ふ。其の說師承する所なく。又古人に原かず。一時の醫人其名を聞き。其說を聽きて皆袵を斂めて起てりとぞ。子玄が隣婦にて。初めて接したるは横産露手なり。通夜熟考旦に至りて悟る所あり。遂に提燈の柄の鐵鉤を以て。胎を拖けて之を挽出し。以て危きを救へり。玆に於て玄悅「藥石の及ばざる所。手術にあらざれば效を奏し難く。助産の無知の婦女子（産婆）に托すべからず」と謂ひ。連に其術を推明し。淵慮覃精日も足らず。常に貧婦丐女の孕めるものを養ひて。之に術を試み。凝滯する所は改め。精巧ならぬ所は練り。數年の後に至り。乃ち救護の術五種を定む。其中最も擧揚すへきものを回生の術と云ふ。乃ち徃年の鐵鉤法なり。回生とは母の生を回へすなり。横産にして手脫し。或は旣に肘に及び。母命危に瀕するや。産婦をして枕を高ふして。蓐上に仰臥し。兩足撇開。醫其間に居り。左手の食中兩指を陰戸に入れ。右手尋で鉤を執りて入れ。左手と兒頭との間に挿み。其の善く拿拄するを窺ひて。之を挽出し。引て肩に至り。引寄せては切取り。或は兒頭を碎摧して。腦髓を抉し。或は鉤を以て擘裂し。其切斷をなすには刀の根に紙を捲き。鋒尖纔に五六分を露し。右示指に隨ひて陰に入れ。左手掌を臺にして。胎兒の體部に加ふるなり。此術は又死胎の分娩せざるに施して。又切碎術と稱し。又産後胞衣出ざるを鉤出するに用ひたり。今より之を視れば是等の術。固より粗暴に失せずんばあらず。然れとも我邦醫學に於ける第一の助産手術としては。實に周到と謂はざるべからす。其他坐草（坐産法）。抒倒（足援法）。整横（横産按回）。孿孳（雙胎挽出法）は回生に併せ占房中の五法と稱するものにして。手指按探の法。頗る精巧なるものあり。産後の治に就きて。又鉤胞（胞衣鉤出）。禁暈（眩暈救護）。遏崩（下血遏止）。納腸（脫腸納斂）。斂宮（子宮脫復位）。復肛の六法を創意し。孕育中手掌按撫の法の如きは。西人の猶ほ稱揚して。書中に引用する所なり。玄悅の嗣子玄廸（一七三九至一七七九）本姓岡本氏。玄悅子養して後ち嗣がしむ。玄悅の業を續ぎて更に之を恢弘し。自ら得る所亦少からず。産論翼を著せり。蓋し玄悅の學と技とは。此人によりて甚饒多となり。一術數法を備ふるに至りたり。産前の術に按腹辨胎（候孕）。整胎。救癎の稱を設け。臨産の術として。探宮。導水の二を加へ。占房術中に援坐。産後に易蓐。洩閉（排尿）。救疰を一法として加へ。賀川氏の二十術始て此に成れり。鐵鉤の術は。學問の進むに從ひ。到底改良せざるべからざるものなり。是に於てか賀川氏の門よりして之を改めんとするもの多く出でたり。我邦産科の諸器は多くは皆此目的より構造せられ。而して其極甚だ精細なるに至れり。玄廸家統に於ては玄悅の後を嗣げり。而して玄悅の實子は二人あり。金吾。玄吾と云ひ。竝に讜を蒙りて別に家を成せり。而して賀川氏の名聲を宣揚したるは此家決して本家に讓らず。玄吾（一七三四至一七九三）名は滿卿號は有齋。産道口訣。産術記等の著あり。助産諸般に用ひられし。鐵鉤救横術は先つ其子滿定號蘭齋（一七七二至一八三三）の探頷器となりて其缺點を補はれ。此器は又其孫滿崇號蘭臺（一七九五至一八六四）の纒頭絹を創意せしによりて。一層完備せり。此二器は共に同一の目的に使用せらるゝものにして。我邦の鉗子とも云ふべきものなり。鐵鉤に次げる第二の産器。即【探頷器】（一八一二）は四孔ある一圓木（握圓木と名つけ水原氏は奪珠器と名つく）と一鯨鬚條（圓紐鯨と名つく）とより成り。鯨條を撓め。兒頷に懸けて其應ずるを候ひ。之を圓木の孔に通じて牽引の用となすなり。此器（其發明者は頗る疑はしく賀川氏水原氏竝びに其創意する所なりと云ひ。近藤氏も亦籐にて類似の器を作り。用ひ居たり）は後年（一八三二）水原義博號三折によりて睡龍器にて補はれたり。

【睡龍器】とは鯨鬚製一細長板にして。一端二孔を駢穿し。他端に一孔を穿ちたるものにして。探頷器の應じたる後。之を二孔に通じ。推送して兒頷緊執の爲めにするなり。探頷器成りて。鉤の用は殆んど廢したれども。此器も猶ほ皮膚に瘢痕をなすの恐あるを以て。さては第二の改良器【纒頭絹】（一八三二）は出でたり。此器は二細鯨條（圓柱鯨と名づく）あり。其一端を割きて一長絹の幅四寸長二尺五寸なる兩端を挿み。絹幅を鯨條に卷轉して。兩方より中央に至り。二絹軸の相倚るものとして。之を産宮に挿入し。兩鯨條を轉じ。絹を展開し。其兒頭を包むや。鯨條を引きて兩絹端を出し。鯨條を除きて後。束ねて偏眼器（扁鐵と名つく）に通じ。絹端を持し。此器を進めて以て兒頭を緊持すれば。即ち纒頭絹は一種の運轉自在なる一鉗子となるなり。是より先。上總に立野龍貞なる者あり。發憤して賀川。片倉氏の書を讀み。且自ら發明する所ありて。【包頭器】を作れり。こは進送器。受袋器。附袋の三者より成り。推送器は鯨鬚條の中央を運轉すべく交叉したる者にして。其兩條端に各細眼あり。之に同質の細條（即受袋器）を通じて。蹄係の如くし。絹即袋を之に附着す。

フシム

【推送器】は此保蹄を自在に卷縮せしめんが爲のみなれば。袋の頭に纏ふや。直に之を引拔くなり。袋は額方より頤にかけ。緊拄すれば。受袋器に小管を通じ挽出するなり。此器は即ち彼の纏頭絹と同工異曲のものと云ふべし(一八一九の產科新論に數年前より用ふることを述べたれば。賀川氏の發明に先だつこと十餘年なり)。其後若狹の近藤直義號無山も亦頭の出で難きに自家創意の包頭器を施用したり。猶一の助產器にて。此に擧稱すべきは滿崇の子滿載號蘭皐(一八三〇至一八九一)の整横紐なり。二條の鯨條あり(圓幹鯨と名づく)。其一端に各小眼を穿ち。此に細き絹紐を加へたるものにして。別に之を補ふが爲に。運輸鐵と送進鯨とあり(圖あり畧す)。其用法初め二圓幹鯨を相駢べて。兒の腰邊に挿み。次に運輸鐵を持し。其端なる眼孔に一幹を貫通し。後運輸鐵を進め入れ。其幹の眼下に至り。鐵條を以て鯨條と合せて。之を一廻して臀の一兒より周りて。其他臀に至り。兩圓幹と運輸鐵と竝に之を除き。絹紐の兒腰に纏ひたるを執りて之を牽くべし。是に於て。一手送進鯨を取り。其股を兒の腋に當てゝ推進すれば。一手推一手挽兒位忽ち轉して。逆產となるなり。手術の器械を藉る固より善し。然れとも器を用ひざるの善には若かず。玄悅鉤を發明してより。累代の用意甚だ周到に。手術は益進み。今人すら之を見聞して。其意外に精巧なるに驚かずんばあらず。而して【整横術】は奧道逸號劣齋(一七八〇至一八三五)によりて。最も適當に改良せられたり。奧氏は道逸の父道榮玄悅に學びてより。產科を以て名あり。劣齋に至り意を陰器の解剖に注ぎ。玄悅。玄廸の術は多く此人の爲に益完整なるを致せり。而して其最も擧稱すべきは。鉤の適應症なる横產露手に切碎術の用ふ可らざるを論じて。雙全術と云へるを按出したること是なり。【雙全術】とは先脫の上肢を執て據となし。他手を深排して。他の一肢を按取し來り。是によりて娩出せしむるの法なり。此法の如何に適當なるべきかは。是れ今日助產家の皆首肯する所なるべし。賀川氏の產術は京攝の間に大に行はれたるの他。其門人及び著書の爲めに。其學術が早く四方に傳播したり。片倉元周。原昌克。畑中正明の輩。常武の間に居しが爲か東國には產を以て家をなすもの多く。立野龍貞。大牧周西は上總に在り。奧澤幹中は安房に在り。皆著作手術に名あり。奧澤氏の如きは新に管刀。速頭械。除臟器。大小鉤などを製して。活人の効多かりしと云へば。碎顱術。除臟術を施し。又一種の鉗子をも用ひたるならん。殊に氏は骨盤の畸形。其腫腸等に除臟碎顱を施したるが如し。玄悅に後るゝこと三四十年許。棚倉の近旁。渡瀨村在に蛭田玄仙號東翁(一七四四至一八一七)あり。農家より出でゝ。方技を好み。賀川氏の說を聞きて發憤する所あり。孕育の疾病にあらざるを論じて。其理を究め。助產の術を講じて。心解默識する所多く。四方に周遊して。横逆を轉じ。苦痛を救ふこと夥し。其術凡そ十目あり。正復。縮早。開通。保全。矯促。出安。送狀。漏寬。遮絕。棄救等の稱を附し。總て之を眞珠琢領と云ふ。其施術は多くは。指手按排して。一二鐵具。鯨篦具もあり。其門人は奧羽及び總房の間に多く。富澤黃良。沼野玄昌。柴原隆益等其選なりし。云々とあり。猶サムバの條を參看すべし。

フシム　ブギヤウ　普請奉行。又作事奉行と云ふ。朝廷にては宮内に木工寮あり。土工司あり。鍛冶司。園池司あり。治部に諸陵司あり。武家にて之れを普請奉行又作事奉行と云ふなり。武家職官考に云く。【作事奉行】(作事右筆)。作事奉行。掌二凡土木營造之事一。治承。養和之際。大庭景義。梶原景時任二此職一。蓋以下其少長レ于二鎌倉一。諳丙習於乙山林竹木甲也。又法橋昌寬成尋等任レ之。因二其能一用レ之也。爾後有二土木之事一。大抵自二奉行人一而命レ之。所レ謂作事右筆。至二足利氏時一。加レ之以二普請奉行一。共掌二土木一。取三之於二五番衆一(作事。主二宮室修造一。普請。主二土地版築一。雖二與共一レ事。其職掌稍別)。又取レ於下奉行人中任二其器一者上。與二兩職一同掌二土木一。總謂二之作事奉行一。其自二奉行人一者。或謂二作事右筆一。【作事小奉行】室町氏時。或呼二作事奉行一。曰二小奉行一。蓋對二總奉行一之言。小田原北條氏。以爲二作事奉行副職之稱一。平時唯呼曰二手傳一。雖レ有二正副之別一。其品格職掌。不二太相差一也。今所レ謂作事下奉行。蓋近レ之。【造營總奉行】(又稱二造營大奉行一)。造營之稱。無レ論二宮殿堂閣一。凡用三之于二土木之大者一。鎌倉氏初蓋如レ此。漸變而專二用之寺社一。於レ是幕府宮殿。及諸家邸第。則唯曰二作事或造作一。足利氏遂因以爲レ準。其有レ事レ于二寺社一。取レ于二奉行人中一掌レ之。謂二之造營奉行一。而別有下統二率之一者上。謂二之造營總奉行一(鎌倉氏初。職名未レ定。故總奉行亦同稱二奉行一。且尋常修造。不三更置二總奉行一也)。又寺社之在二遠地一者。有二修造之事一。則命二其國守護大名之可者一。爲二總奉行一(弘長三年。小田氏爲二鹿島總奉行一。是也)。大名諸家。亦有レ修二造其所領大寺社一。則以二其重臣一任二總奉行一。【造營奉行】鎌倉氏初。制度未レ定。故總奉行與二奉行一之職名。多混而不レ別。至二足利氏一而後等差始判。但慶長年間造二内裏一。板倉重昌爲二造營奉行一。蓋正當二古總奉行之職一。【御所造作總奉行】幕府之修造。不下與二他役一比上。每事必仍二舊慣一。儀式繁多。是以特擇レ於二名家一。任二總奉行一。以使レ統二理庶務一。鎌倉氏初。於二寺社造營一則有二總奉行一。而未レ聞レ有二御所總奉行一者。至二親王將軍時一。此名始見。足利氏時。尋常工役。於二番衆中一定二作事奉行。普請奉行一。以從二其事一。至二

御所造作一。則特命三總奉行於三管領四職。若山名畠山之屬一是也。但每歲有下依レ例始二土木一之事上。其總奉行。必畠山氏任レ之。應仁以後。則雖二臨時一亦然。關東將軍以二管領上杉氏一任二總奉行一。蓋亦倣二京師之制一也。【材木奉行】材木奉行。掌下凡工役所レ需竹木斬伐至二搬運一之事上。鎌倉氏時。作事奉行兼レ之。或其領邑便レ於レ取レ材者。就命二此職一。至二足利氏時一亦然。而別有二作事右筆一(所レ謂取レ于二奉行人一者)。與二奉行一竝。至二材木之事一同理レ之。以爲二定制一。其在二大名諸家一。各有二規格一。應レ不二悉與レ此同一也。【石奉行】石奉行。鎌倉足利二氏。未レ聞レ設レ之。蓋古所レ謂將軍御所。即邸第之稍大者。不二必須一レ築二石墻一。是以不三別設二此奉行一。普請奉行之屬兼二掌之一(北條氏康造二營鶴岡一。爾時有下大工奉行兼二石工一之事上者。蓋其遺也)。應仁已降。天下大亂。各國分爭。於レ是始築二城郭一以自固。然大抵不レ過下因二地勢一爲中壘堞上而已。及二天文。永祿間一。愈究二要害之方一。至三積レ石以爲二垣墻一。於レ是始有二石奉行之名一。則所レ石至レ築レ垣。皆此奉行掌レ之。故亦曰二石垣奉行一(據二江城年錄一)。【大工奉行】大工奉行。掌下帥二凡土木所レ須工匠之屬一。而督中責之上(大工。番匠。檜皮師。銀師。塗師。石工。鍛冶之屬)。快元僧都記。有二檜皮奉行。鍛冶奉行等之稱一。皆謂二大工奉行一也。蓋當時諸工皆負二大工之名一。以二其管一於二大工奉行一也)。蓋室町氏所レ謂作事奉行普請奉行之職當レ之。織田氏仍謂二之普請奉行一。北條氏謂二之小屋奉行一。小屋即工匠所レ居之舍。分而理レ之。故云爾。此職非二幕府所レ定之職名一。蓋起レ自二大名諸家一也。【細工奉行】凡工匠之職。作二室屋一者。謂二之大工一。作二器財一者。謂二之細工一。自レ古之稱爲レ然。而不レ可二偏廢一者。故幕府至二大名諸家一。皆併而畜レ之。以供二百需之役一。其在二幕府一。大工則作事奉行統レ之。細工則政所管レ之。不三別置二奉行一也。其別置二奉行一以管二細工人一。起レ于二大名諸家一也。今世所レ謂細工所頭者。即此類也。【普請奉行】普請奉行。掌二土木事一。凡土木事。與二作事奉行一同總レ之。普請。本僧家普請二財於天下一。營二建堂塔一之名。實與二作事一無レ異。又或稱二庭奉行一者以レ兼二總庭内掃除一也(詳見二庭奉行條一)。鎌倉氏時。有二作事之名一。而無二普請之稱一。雖レ然別有下掌下修二築堤防一。除中治潰塗上之奉行上。則雖レ無二其稱一。既有二其職一矣。至二足利氏時一。兩奉行之稱始立。稱下掌二殿舍堂塔興造一者上爲二作事一。稱下掌二城壁隄防牆垣修築一者上爲二普請一。於レ是作事普請分爲二兩職一矣。有二土木之事一。取三其人於二五箇番衆中一。各任レ之。然而其所司本一。故兩職常同總爲。及二織田。豐臣氏時一。選レ於二近習馬廻中一而爲レ之。又當時諸侯受レ命供レ役。各使二其家臣爲一レ之。亦私呼二其總領一以レ之(東武實錄。寬永五年修二大阪城一。御普請奉行二人云々。又越前北莊分限役附。普請奉行三百石者三人。破損奉行百五十石者三人。破損奉行即作事奉行。破損方蓋如二今小普請方一)。【普請下奉行】普請下奉行。隷レ於二普請奉行一。供二土木事一。惟其職。室町氏時無レ所レ見。據二御事始記一(御事始記云。永正十五年七月五日。修二京三條御所一。御普請始。細川右京大夫高國總レ之。被管兩藥師寺屬レ之。御事始。畠山修理大夫爲二總奉行一。伊勢右京亮。宮下野守。結城七郎爲二小奉行一。按此所レ稱小奉行。即作事奉行。對二總奉行畠山一。故曰然。然則普請奉行。亦對二總奉行細川一。或曰二小奉行一歟。聊記以備二參考一。後世所レ稱下奉行。亦小奉行之類也)。蓋有レ之矣(鶴岡快元僧都記。天文三年。北條家造二鶴岡八幡祠一。有二作事方小奉行一。則意兼二普請事一歟。以レ無二他證一。故惟引二作事下奉行條一)。而未レ詳也。織田。豐臣氏時。其稱始顯。蓋作事普請。所司本一。作事既有二小奉行一。則普請亦有二下奉行一必矣(東武實錄。寬永五年修二大阪城一。時有二被レ命御書一。文云。大阪御普請實。御普請下奉行衆。戸田左門竝御普請奉行兩人相談。準二子年實例一。御普請家老。竝下奉行衆所勞事。達二上聞一云々。此下奉行。蓋謂下受レ命供レ役諸侯家臣之與二其事一者上也)。【普請衆】普請衆。凡有二土木之事一。幕府命二諸侯及御家人一。諸侯受レ命。使下被管家子出二人徒一。供中平レ土運二砂石一之役上。呼二其總領一曰二普請衆一。或曰二普請者一。又或直稱下出二人徒一之輩上以レ之。室町氏恒例御事始。畠山家出二被管者一供二其事一。蓋畠山家。爲二當日總奉行一也。

德川氏に至て作事奉行。普請奉行。小普請奉行。材木。植木。疊等の奉行あり。官制沿革略史に記す所を左に揭ぐ。【作事奉行】は。營中表向又は門櫓。見付。外郭。上野靈屋等の營繕。或は諸國の寺社の修繕をも臨時に役せり(柳營秘鑑。官中秘策)。昔は營繕の事。此司のみにて當りしを。貞享年中此職を分ちて小普請方を置きしより。互に持場を異にせり(享保三年特に持場の制を定む。有德院實記。教令類纂)。初は臨時の職たり。寬永九年十月。始て恒職となし。三員を置く。從五位下に叙す。享保八年以來。職高二千石たり。一人は宗門改を兼ぬ(役人張職掌錄)。下奉行八人。百俵高職祿十人口。手代十五人。各三十俵二人口を給す。作事に關し諸役人及諸職人に不正あれは。奉行に上告す(諸役誓詞)。吟味役一人。勘定吟味役より兼務し。作事に關する買入の諸品を檢査せしが。文化中廢せり。被官二十五人。五十俵高職祿五人口。筆算に達する者を用ふ。同假役。持高職祿五人口。諸向より出役す。勘定役二十三人。同習六人。同助九人。同小役八人。同見習三人。同助十一人。同定普請。同心組頭十人。同心六十二人。同見習十六人。大工頭三人。二百俵高。職祿二十人口。管下

に。作事方大棟梁。御大工棟梁あり。用達の例なり(嘉永武鑑)。【普請奉行】は。府城の石垣。堀普請。地形。繩張等。總て土地水道の修繕(因て神田。玉川兩上水の掛。樋埋枡等の事を掌れり)。及び府內諸侯大夫。宅地の事を掌る(柳營秘鑑。職掌錄。明良帶錄)。承應元年二月始て二員を置く。是れより先。元和中より。使番の兼職たりしを。是に刱めて此職を分置す。臨時の職なるにより。常に其銜を置かず。其の時に臨みて官舍あり。寶永七年以來。從五位下に叙す。二千石高也(職掌錄。役人帳。殿居袋)。下奉行三人。百俵高。職祿金八兩。改役二人。百俵高。七人口。金五兩。御普請方八人。持高持扶持。職祿三人口。金八兩。同假役。定員なし。諸向より出役す。持高持扶持。金八兩を給す。同同心肝煎三人。同心十五人。同地割棟梁十人(嘉永武鑑)。文久二年六月此職を廢し。屬吏を作事奉行に倂す(嘉永明治年間錄)。按するに。作事奉行。普請奉行。共に鎌倉幕府の時よりして此職名あり。德川氏の時迄も作事奉行は總ての造營を掌り。普請奉行は專ら土地の修繕に預りたるは。古の遺風なり(武家名目抄)。【小普請奉行】は。營中の大奧。紅葉山の靈屋。及諸官舍。增上寺佛殿。濱殿等の營繕を掌る。又諸國の寺社の。修繕を役する事もあり(柳營勤役錄。柳營秘鑑。明良帶錄)。貞享二年九月。始て一員を置く。後二員となる。元方拂方の二課あり(常憲院實記。職掌錄)。從五位下に叙し。二千石高なり(殿居袋)。小普請方八員。百俵高にして。在職中十五人口を給す。小普請方改役四員。百俵高にして十人口を給す。下役十七人。二人口を給す。吟味役七員。七十俵高。五人口を給す。主當の者は別に給祿あり。假吟味役十七人。五人口を給す。吟味手傳役四員。三十俵三十人口外に金を給す。手代組頭七員。五十俵高。三人口を給す。手代四十七人。三十俵高。三人口を給す。手代出役二十人。三十俵高。二人口を給す。下役組頭四員。在職中三人口を給す。下役十人。二人口を給す。伊賀者組頭二人。四人口を給す。伊賀者十人。持高なり。又小普請方。大工棟梁あり(嘉永武鑑)。文久二年六月。此職を廢す(嘉永明治年間錄)。作事奉行。普請奉行。小普請奉行等。職掌異同ありと雖も。共に修營の事に關せり。假令は。殿屋造立の時。普請奉行は地取石垣等の事を修め。作事奉行は殿屋を造立す。小普請奉行は繁雜の造作を修む。故に造立の時に當りては。三職相交りて之を經營す(敎令類纂)。故に世に之を下三奉行と稱せり。作事奉行。普請奉行は老中。小普請奉行は若年寄の所管なり(殿居袋)。【材木奉行】は。正保四年十一月。始て置く。元祿元年正月。石奉行を倂せて材木石奉行と云ふ。木石の收支。運搬の費用買收の價直等を掌る(柳營秘鑑。官中秘策。理財令要)。後三員となる。改役一員あり。享保二年より若年寄の所管とす。職祿百俵にして手代二十人。同心四十人隷屬す(武鑑)。按するに。鎌倉室町の時には。作事奉行より材木の事を兼知りたるが如し。諸家に至りては此職名あり。石奉行は。鎌倉室町の世。共に設立ありしをきかず。應仁以後亂世となりしかば。大名諸家國々に城郭を築きしにより。自から此の職も起りしならん(武家名目抄)。【植木奉行】は。定員詳ならず。百俵高にして同心十五人を附す。作事奉行の所管なり。天明の末廢す(天明武鑑。明良帶錄)。【疊奉行】も。始置の時詳ならず。三人あり。職祿十五人口を給す。各〻手代二十人を附す。所管上に同じ(嘉永武鑑)。

尙ほ普請に關しては。工部省。內務省土木局の條下に說明せり。各々其の條下に就て參看すべし。

フジヤウジユニチ

不成就日は。物の成就せぬ日なりと云へり。和漢三才圖會に云く。

正月	七月	三日	十一日	十九日	二十七日
二月	八月	二日	十日	十八日	二十六日
三月	九月	朔日	九日	十七日	二十五日
四月	十月	四日	十二日	二十日	二十八日
五月	・十一月	五日	十三日	二十一日	二十九日
六月	十二月	六日	十四日	二十二日	三十日

凡訴訟。移徙。婚姻等初行レ事不ニ成就ニ云々。然今天下之事始正月十一日。加茂競馬五月五日。祇園會六月十四日。住吉祓六月晦日。其始皆當ニ不成就日ー。永不ニ斷絕ー。可ニ以解ー惑。善惡在ニ其人ー。不レ拘ニ其日ーとあり。又南畝莠言に云く。世俗に正月より六月まで。七月より十二月迄を三二一四五六と繰て。九日めくを不成就日といふ事は。いつの頃よりいひそめしにや。寛文板の大雜書といふものに。「ふじやうじゆ日とてわろきときをしる事」。四日。十一日。十八日。二十五日とりの時より子のときまでわろし。八日。十五日。二十二日。二十九日うの時よりむまの時までわろし。此日ものをしそむるにも。人にものいひかけてもじやうじゆせず。いづれにもつかはず。又似我蜂物語(元祿十五年栗山宇兵衞板とあれども。夫よりふるくみゆ)にも不成就日の事。四夜。八朝。十一夜。十五日日晝。十八夜。二十二日晝。二十五日夜。二十九日は皆不定。小田原記(第六)。去ほどに松田尾張守入道が內通して。六月十五日彼が持口より人衆を可ニ引入ーよし議定す。同十四日の晚一味の族。笠

原新六郎。二男松田左馬助。三男孫三郎。內藤左近。太田肥後守を振舞。尾張守新六郎此事を語る（中畧）。左馬助迚も此事の留るまじきと思けれど先申延んと存し。さらば。御同心申べし。去ながら十五日は不成就日なり十六日の夜に被レ成可レ然と申す云々。これは天正十八年の事なり。此頃不成就日といひしも。大雜書。似我蜂物語にみえしごとくにて。今の不成就日にはあらず」とあり。

ブジユツ　武術。本邦の武國たる。細戈千足の國といへる國號にても灼然なり。上代の事實は姑く置き。武技を講習せし中古以後に在ては。弓馬槍劍四術を其最なるものとなす。砲術は永祿年間。肥前の大友氏。外人に其術を受けたるに始まれり。柔術は慶長の頃始まれり。此の諸術は德川氏の頃。武士たる者。必ず學習すべきの技となし。旗下の士より。諸藩士に至るまで。多少其技を講せさるはなく。各術の達人も多く出でたり。其他居合。鎌鎌。手裡劍等の如きあれとも。此等は武術中の小技にして。平生護身の用をなすへきも。戰場必用の者にはあらさるへし。【武藝十八般】は和漢三才圖會に云く。弓。弩。槍。刀。劍。矛。盾。斧。鉞。戟。鞭。管。槁。殳。叉。杷頭。綿縄套孛。白打」とあり。鈴錄に云く。今時武藝は武家に何れも稽古するヿなれとも。戰國漸遠のき。治平年久しきゆゑ。藝の師をする人。皆武藝は戰場に用るものと云ふヿを忘れて。己が斗屑の祿を得る計とす。將たる人も戰場に用る爲と云ヿを忘れ。己が信する流を一家中に不レ殘學ばするやうに成行たり。戰場に名を得たる物。師覺の者と云に。一人も槍太刀の藝の上手もなく。【槍】も太刀も只棒の如くに覺えて。敵をたゝき倒すヿなり。是によりて戰場の槍の構は。槍を上段に持。半かぶりにして敵のうでよりつらへかけて。たゝくヿなりと云へり。又敵の槍の上をたゝきて。其たゝきたる拍子にて。內冑へつきこむとも云へり。殊に馬上の槍は。馬だけならでは入らず。長ければ馬入れの時。跡先へつかへて惡しゝ。只馬上より敵を打ち。又互に馬上なれば。乘ちがへて。敵の腰を後より石突にて突て馬より突落すとも云へり。【太刀】も物師の持たるにはわざの僉議もなく。只したたかなる物を用ひ。柄も長きを好むるい多し。又よろひ武者は上かぶきになりて。足弱きものなり。足を薙に利多しとも云へり。又謙信流に。遮神無二劍と云太刀あり。沈んで足を敵のまたの間に踏ちがへ。太刀の鋒をあげ。柄を地に着ほどにして敵のほつての下を。下より無二無三に突くなり。敵上より打には構ふべからず。冑と肩とをば神の遮り玉ふゆゑ構なしと云へり。是等も軍中の働にはさもあるべし。兎角に戰場は大込なるわざなれば。如レ此あらけなきヿにて。細密なる所作は入まじきヿなり。今時の槍も劍術も。皆治世の人の工夫多ければ。大形は一人を相手にして。尋常に立向ひ。あたりに見物を大勢置て。見事に勝ヿを第一にす。殊に世次第に向上になり。武士も暖になりたれば。道理の高妙を談し。或は立廻り所作の見事なるを專とし。竹刀のあたり。しなひのあたりも。痛まぬやうにするを面とし。或拭板敷に胡桃の油を引き。足皮をはきてころばぬ所作。或は長袴にて使ふと云ふ樣なるるい。皆高妙の至極を究めたれとも。戰場の用には無益のヿなり。總して武藝は手足を習はして。走廻の達者になるべき爲なるに。わざと卑しきヿに云て理を談ずるるいは。皆太平の戲玩に似たり。今時の武士は懦弱になりたれば。責ては武藝のわざの丈夫にて。手足の働きの強くなるべき流を吟味して習はすべきことなり。劍術に戶田流。神道流などは戰國にはやりたる流なれば。何れも所作多く。手足の習はしに宜しかるべし。柳生流。一刀流抔の敵の拳を目當とするも尤なり。されども兩流共に。今は殊の外に立廻りの見事なるを尙ぶは。治世の風俗なるべし。其外敵の頭を目當にして打つを第一とする流は。治世の結構なり。尤冑を打わることもあるべけれとも。冑には殊にきたひに念をも入るれば。戰場には遠き流なりと知るべし。殊に跡へ引くことを第一にする流などは。戰場には敗北の媒なるべし。武士皆槍にて働くことになりたるも。一偏のたて派なり。兎角に得道具を用ふべきことにて。扨又流儀も面々の信仰するを用ふべけれども。戰場にて益あるべき流儀を用ふべきことなり。蒲生氏郷は戶田流を尊信して。家中不レ殘一尺八寸の刀なりけるは。偏なることのやうなれども。是は合戰の仕樣に。將の手くせありてのことなれば格別のことなり。短劍は踏込ざるときは勝なし。長劍は取延るものなるゆゑ。自然と進むヿをぬるき道理具はるなり。今時合戰の上を了簡せずして。將たる人家中の流儀を一樣に定むるヿを不レ宜ヿなり。又昔の武士は劍術より居合を專に習たり。甲冑の上にては刀の寸の延たるは拔かぬるものなり。加藤淸正宇土攻の時。南條玄宅。三宅角左衞門と槍を合せ。玄宅は後へぬき。角左衞門は前へ拔たるに。角左衞門が若黨後にありて。玄宅の額を切る。玄宅目眩てくる〳〵と廻られたるが。廻りながら刀を拔て。彼若黨を拔打に胴切に仕られたりと。戰場には如レ此わざもあれば。昔武士の居合を專としたるは尤のヿなり。【具足】の着樣も。戰國の時の着樣は。謙信流に殘てあり。他流は皆小笠原抔の具足着の作法を用て。りつはを第一にして。腰當にて刀をさすゆゑ。刀拔かぬるなり。細川茶。天草陣の時。陣列を破て牀几の前を走りて通るものありけるを切んとて。三度まで躍上られたれども。刀拔け

ず。佐々木輪齋と云し覺の者。脇より御免なれとて。件の者を拔打にしたると承る。某はかたの如く居合を拔れたれとも。具足の著様。古法に非るゆゑ。拔ざりけるなり。【組打】の仕様。謙信流にうれり蹴返しと云習あり。うれりとは互に馬上の時。馬を乘ちがへながら。片手を指延て。逆手に敵の錣をつかみ。手前へ引。片手にては目庇をつかんで。向へ推し。馬にかくを當れば。敵のくびれちるゝゆゑ。仰けに引落すと云ふ。蹴返と云は歩立の組打なり。敵のまたの間へ片足をふみ込。片手にて敵の具足のはつてを摑んで。上へ押上げ。片足にて敵の膝を蹴ると云へり。是等は尤のわざの様なれども。只の武士は組打の爲に相撲をとる。武德殿にての武藝を叡覽あるにも。武士の相撲を叡覽あるヿ古法なり。川津。俣野も相撲を取たり(中畧)。【射術】又大きに傳を失へり。古は皆半弓なり。如何となれば。古は專戰にて。馬上の弓は半弓に非れば叶難し。犬追物に前後左右の射あり。半弓なるヿ明なり。弓の制作外に牛筋を付け。內に牛角を用ひ。弭は木の曲を用ゆ。扠半弓をうて一はいに引ヿなるゆゑ。弓を引滿るを古より滿月に喩へたり。弓のほこ長きときは弓をうて一はいに引滿たりとも。弓はいまだ半なり。筋角を用ひず。弭の仕様あしきゆゑ。今の本弓を半弓の如くに引滿たらば。弦はづるゝか弓折るべし。されば異國の弓は七十間にて。的をれらふヿなるに。此方にて十三間。十五間にて的をれらふは。弓の制作あしき故なり。矢の制作又あしゝ。射形又大きに誤れり。異國の射法は高穎が射學正宗。入門指迷集に詳なり。弓の制作は兵錄と云書に詳なり。此方の射はほこふさぬゆゑ。中りあしゝ。弓返をさするゆゑ拔弱し。弓を低く引ゆゑ。骨節のくひ合あしく。弓を引滿するを不レ能。中古より弓の制作を失て。竹木ばかりにて弓を作れども。古流は弓のほこ短く。弓をふせて射たりしを。騎戰廢れ。鐵砲盛になるより。弓をば用に立ぬものにして。的弓許を射るより。射形の見事なるを貴て。弓のほこ臥さず。弓返りと云ヿをなするなり。大兵の大弓を引を。けいぎ許りにまぬるにより。弓の弣長くなり。分の厚きを好む。是よりして弓勢もあしくなり。間數も近くなる。近世又關白秀次と云愚將の始め玉へる。堂前と云ふヿを射の至極とするゆゑ。當時は射法地に墜たりと知るべし。【鐵砲】は大永年中に渡りて。天正の比まで合戰の度々ありしは。僅四五十年間なれば。信玄謙信の比。鐵砲の功者左迄はなき筈なり。今時鐵砲の功者をいふは。皆治世になりての功者なるべし。武用にかけて實理の上にて了簡取捨すべきヿなり。殊に【大筒】は戰國に一度も不レ用ゆゑ。大筒打の了簡。皆治世の分別なり。一貫目を抱打にするなど云ヿ。自慢にするヿなれとも。土手を築き。穴をほり急なるわざに用がたし。殊に筒太だ重ければ。放戰に用がたし。僅に城攻籠城などに用るまでのヿなり。大名の家中に右の如くなる打手一兩人ありとて。何とて合戰の用に立べき。只一分の自慢までのヿなり。火箭もしたゝかなるわざを貴んで同ヿなり。異國には【佛狼機】と云大筒は。僅に百目の內外なれとも。驅引自由に。玉つぎ早き様に拵たるものにて。戚將軍。兪大猷是を放戰に用たり。火箭は十文字の横手にのせ置き。矢先を揃て放つ術なるゆゑ。今日世上に自慢する火矢より視れば。ちよろきヿのやうなれども。放戰に是を用ひ勢をとるわざなり。是を以て見る時は放戰には小筒ばかりを飛道具の至極とするは。術の拙きヿなり。一貫目の大筒にも。無坐後の秘術ありて。土手をつき。穴をほるに及はず。上手下手と云ヿなく。誰にてもなるヿなれども。是れを知たる大筒打は稀なり(中畧)。【馬術】殊に古法を失へり。昔の武士は牧士の馬をのる如く乘たり。皆野足なり。然らされは騎戰はならぬヿなり。異國人は皆野足なり。異國の兵書に。馬術のヿ曾て見えさるは。牧士の如く馬をのるヿは。何も術はなきヿなり。只達者にのるヿゝ知るへし。關東には牧場所々にありて。武士皆牧士の如くなるゆゑ。馬入を關東の長技とす。大坪。八條等の馬術も。戰國の時より。馬術の家と稱したるヿは。是は異國の御法にて武士軍用の馬術に非す。馬のふり合を第一とし。威儀の亂れさるやうにするヿなるゆゑ。天子公方の御前にて馬場のりをするには。此術に非れは不叶ヿにて。戰國の時も是を晴の一藝として。たしなみには學ひたれとも。軍用には用ひさりしを。上方筋には。牧もなく。武士騎戰をするヿ下手にて。只途中の足休の爲ばかりに。馬にのるゆゑ。鞍の上の平なるを貴んで。大坪。八條等を馬術と心得たるなり。牧士のやうなる乘様は。元來習も傳授もなきヿなるゆゑ。武士暖になるに。おのつから廢れて。今は一統に右の如くなる乘方になりたるなり。近來に至て軍馬と名を付て。右の大坪。八條に付添を拵たるは。皆太平の結構と知るへし。大坪。八條等の馬術は。元來馬の力には人の力にては勝れぬものと立てゝ至極に柔なる當りを妙處とすれは。畢竟腫物にさわる手の內のやうなるものにて。馬をさかたてざるやうにするなり。如レ此のり形にては馬上にて槍太刀のわさは決してならぬヿなり。槍太刀のわざは右へなりとも左へなりとも。一方へのりさがりて。身は馬より外へ出て。槍太刀にて強くしたゝかに打つヿなり。是れ牧士の如く馬をこなして乘るに非れは。ならぬヿなりと知るへし。且馬の仕込殊の外に誤れり。古は馬の肉少きをよしとす。然るに今は肉たくましく。毛並つやのよきを俗眼にて好むゆゑ。

馬の飼料過て。今の上馬は殊の外に弱し。道中の驛馬は終日荷物を付け。上下すれとも恙なきに。上馬は關東より京都へ往還すれば。大形は落るなり。異國の飼料の仕形。今時日本の上馬の如きに非す。第一に草を飼なり。殊に韃子の馬は專ら草はかりなり。日本にも古は士に知行處を賜るに。馬の草飼場として賜ると云ふ詞のあるは。馬の飼樣に古今の替あるを明なり。馬をせむるを。異國にては毎日せむる也。歩。蹀。馳。驅を四段に分けて。五日目に元へもどり。如レ此毎日せむるをなるを。日本にて五日三日に一返つゝせむる。是により馬手に不レ入。こなして乘るをならぬなり。されは今の乘形にては。騎戰に用るをは。決してならぬをなりと知るへし。且又異國の馬は鼻を割によりて。だいばなとを煩をなし。騙馬にするによりて。馬強くくせなく。友馬の中惡をなきなり。是等も吟味して再興あるへきことなり。且又馬に仕込あり。或は嶮岨を習し。或は河海を習し。或は夜戰を習はす仕形あるへし。【柔術】は慶長の頃より行はれ始まりしなり。宮本武藏なとも此術に堪能なりしこと。諸書に出てたり。明人陳元贇の傳授せしと言ふは。妄なるか如し。元贇は明末の人にして。萬治の頃。本邦に歸化し。寛文十一年。八十五歳にて尾州にて終れり。武藏は元和。寛永頃の人なり。然るに武藏柔術を善くすとあれは。本邦には元贇の未た來らざる以前。既に柔術の有りしこと知るへし。【薙刀】は中古以來。行はれたる武術にして。陸奥後三年の戰にも。薙刀の功者ありしことを記せる書あり。降て保元。平治より。元弘。建武の間に於ける戰は。薙刀を以て短兵の第一としたるか如し。故に其術の功者も多く出てたるなり。後ち槍を用ふるに及ひて。薙刀の用衰へ。元龜。天正の頃には。接戰は槍を以て重しとしたり。徳川氏の時に至て。薙刀を以て婦女護身の武器となせしを以て。婦女の中に此術に勝れたる者出てたりとぞ。徳川氏の頃頻に武術を奬勵せり。寛政三年の令達に。此度布衣以下。御役人竝寄合之面々武藝。且御番衆小普請まて槍劍柔術之內。上覽可被遊旨。被仰出候。尤御目見以下之者は。若年寄衆。御見分有之候旨。對馬守殿被仰渡候。右に付。別紙書付之通。皆傳免許印可之分。御取調否。十一月中。拙者共へ御申聞可有之候。此段不洩樣御取調御差出可有之候。以上。寛政三亥年十月。中川勘三郎。森山源五郞(別紙書付略す)。此間は白川樂翁閣老たりし時なれは。文武ともに其奬勵行屆たり。それより嘉永。安政以來。大に武術行はれ(カウブショ參看)。劍槍業前の見置などいふこと度々ありき。以上武藝の大綱なり。
明治維新後。歐洲の文明と同時に輸入せる現時の武術は。火戰と白兵の二に分ち。徒歩戰及馬上戰の二樣によりて。白兵及火戰に從事す。火戰には小銃の射戰と大砲射擊あり。其小銃にありては連發銃。單發銃。拳銃ありと雖も。其要とする處は照準と引金の壓し方の二にあり。而して身體の姿勢に立射。膝射。伏射の三姿勢竝に地物を利用する依托物に據る照準法あり。其精巧なるものには。効驗と速度の二に於て勝ゝ處あり。効驗とは命中の精確なるものをいひ。速度とは一定時間に多數の彈丸を發射するを云ふ。即ち戰場に於て。勝敗を爭ふに當り。神速に敵兵を斃すを貴ふか故に。かくの如く二個の標準を執り。速に多數の人を殺傷し。其戰鬪力を滅却するは戰勝の主眼なる目的とするなり。大砲には野戰砲。要塞砲及軍艦上に搭載する大砲とす。共に一地に据ゑて發射するものとす。白兵は銃劍。軍刀。正劍。槍術あり。倶に近接戰に於て。短兵以て敵陣を崩すの用に供するものなるを以て。戰爭最後の勝敗を決する手段に用ふるものとす。

フスマ　衾。(シヤウジ。ヤグを見よ)

フセゴ　薰籠。和訓栞云。ふせご薰籠をいふ。ふすべかごの義也。すべの反せ也。」下學集に。ふしごあり。富士籠と書りと。又貞丈雜記に。ふせごと云は。ふせかごの略語にて。竹にて籠を作り紙にて張。所々へ穴をあけたる物也。火鉢の上へ右の籠を懸て。衣服のしめりをとる物也。御産所日記に。ふせごみえたり。拾遺員外發上二十首の內。定家卿の歌「うちにほふふせごのしたの埋火に。春の心やまつかよふらん」(春の心やとはふせごの香を燒。其匂のかうばしきを梅の花の匂にたとへてよめるなり。事物紀源(舟車帷幄部。晉東宮舊事曰。太子納レ妃有ニ衣薰籠一。當ニ是秦漢之製一也と見ゆ。西土にもあり)。又類聚雜要抄に。火取籠と云物有。此火取籠をふせごといふ歟(火取籠は木にて作り。蒔繪ありふたなし。上には中にかれをしんに入てあみを作り。かけたる物と見え。火取香爐の本式なる歟。火取籠はかごをふせたる如き故ふせごと云歟)」と見えたり。

ブゼム　豐前は。もと豐の國と稱したるを。上代のころ。前後に分ちたるなり。西海道に屬して。東南は豐後に接し。北は海に臨み。西は筑前に界す。企救。田川。京都。仲津。築城。上毛。下毛。宇佐の八郡あり。明治二十九年三月。京都。仲津兩郡を廢して京都郡を置き。築城郡を廢して其區域と上毛郡を廢し其區域の一部を以て築上郡を置く。英彥山は西南に位して。高く聳え。天嶽は其東に峙ち。山勢峻秀にして。筑前。豐後の國境に跨かる。其山間より川流四條を出だす。山の北より發するもの二條あり。一は北流して大橋に至り海に入る。これを小波瀬川と

云ふ(一名犀川)。一は西流して筑前に入り。淺茅川に合す。山の南より發するもの二條あり。一は南流して豐後に入り。豆田川となり。一は東北に環流して。中津に至り海に入る。是を高瀬川と云ふ。此川の上流數里の間。山水奇絶。世に耶馬溪と稱する者是なり。中津は海濱の城市にして。泊舟の地たり。鵜島等の諸港。皆大橋。刈田の西に在り。其海岸東は豐後の國東郡に連りて。海中に突出し。西は企救郡の田浦と相對して一大灣をなす。企救郡は國の西隅にあり。門司關。田浦海中に斗出して。一の岬角をなし。長門の赤間關と相對して海を夾む。其最狹き處は七八町に過ぎす。これを早鞆瀬戸と云ふ。其潮勢急激にして。岩礁多く。舟行甚險なり。其西に小倉の街市あり。地勢筑前と相接近し。九州の要港にして。船舶常に輻輳せり。蒲生川郡中の諸水を併せて。此に注ぐ。宇佐郡は國の東隅にして。鹿嵐山高く峙ち。御許。烏帽子の諸山其左右に列す。山間に三瀑布あり。椎谷と云ふ。高さ各數十丈。其の下流は驛館(ヤククワン)川に合し。郡中の諸川を併せて海に入る。川の東岸に宇佐八幡宮あり。小倉城は企救郡に在て。冷泉高祐の城く所なり。天正十五年より。黑田孝高。長政相繼て此城に居住し。慶長五年。細川忠興。黑田氏に代り此城に住し。其子忠利に傳ふ。細川氏熊本に移封せらるゝに及て。寬永九年より小笠原忠眞此城に住し。世々相承て。明治維新に至れり。當時豐津(小倉。後香春。後豐津)。中津。千束の三藩あり。明治三年。廢藩置縣。四年十一月。三縣を廢して小倉縣を置く。九年四月。之を廢して豐後國大分郡大分町に大分縣を置き。後九月。改めて此國の下毛。宇佐二郡を以て大分縣に屬し。企救。田川。京都。仲津。築城。上毛六郡は筑前國福岡に置かれたる福岡縣に隷せり。物産は石炭。木材。蠟。鹽及上野陶器。小倉織。門司硯等なり。

フダイ 譜代。(ダイミヤウを見よ)

ブダウシユ 葡萄酒には。赤白の二種あれども。其釀造法は大差なし。但赤葡萄酒には原料の葡萄充分熟して甘味を生じたるを採り。之を日光に乾し水分を去りたるを用ふべし。總べて製造の順序は葡萄の實を摘取り。其核の碎けぬやう丁寧に潰して果汁を取り。桶に入れて密閉し。窖に移して醱酵せしむるなり。恁くて果實の糖分自然相和して。頻りに泡立ち。凡そ五週間位にて醱酵全く止まば。更に裝置せる桶に移して汁を絞り。七週間其儘に置きて鷄卵の白味を溶して之に混和し。尙ほ暫く沈澱せしむべし。又一法には熟したる葡萄五百目を相當の桶に入れて五升の熱湯を注ぎ。其全く冷むるを待ちて手にて能く潰し。蓋を密閉して數日間据置き。之れを濾して果汁を絞り。砂糖五百目を加へて一週間の後泡を去り。再び沈澱せしむべし。又擬製法に種々あり。其一は熟せる葡萄を潰して。果汁三升に燒酎三升。林檎の酸十匁。砂糖百匁。水三升を混和すべし。其二は果汁三升に酒精三升。生酒石百五十匁。砂糖百五十匁。是に水一倍を加へて白葡萄酒を得べし。其三は果汁三升に生酒石十匁。洋蜜三升。酒精一升二合。砂糖四十匁。食用紅一匁五分。水四升五合を加へて赤葡萄酒を得べし。右は何れも擬製酒一斗を得るの計算なり。又徃時の製造方は之を詳かにするを得されど。時珍曰。葡萄。酒に造るべし。之を酺飲すれば陶然として醉ふ云々とあるを見れば。古くより之れを釀したるものゝ如し。

フダサシ 札差とは。德川幕府のころ。其麾下家人の俸祿を取扱ふものを云ふ。明治十一年六月十一日發兌理財新報に。札差沿革小誌あり。茲に抄す云。幕府の倉廩の地を指點すれば。曰く淺草。其倉廩を淺草倉と稱す。曰く濱町。其倉廩を矢の倉と稱す。曰く鐵砲洲。其倉廩を新倉と稱す。曰く本所。其倉廩を本所倉と稱す。以上來歷稍考ふべき者に係る。此外地圖上に於て。雉子橋外。竹橋内に。倉廩の在るを見ると雖とも。其來歷を詳かにするを得す。又倉廩築設の時代を推考すれば。淺草倉を最も舊設とす。則元和六年庚申に於て經始する所なり。濱町。矢の倉の如きは。承應二年の地圖上に於て發見し。更に溯つて。寬永九年の地圖を閱すれば。未た之を見ず。而して元祿十二年乙卯に於て。祝融の災に罹り。倉宇悉く灰燼に委す。鐵砲洲。新倉の如きは。元祿年間の地圖上に於て發見し。且(此地圖を考るに。其十一年後に係る者の如し)武江年表に據れば。矢の倉火に罹るが爲め。元祿十三年に於て之を新築すと云ふ。爾後享保二年丁酉に至り。其倉廩八宇の內。六宇を廢解し。二宇を遷して。淺草倉に併せ。此地一空跡を拂ふ。蓋武江年表に云ふ。其地の海に瀕し。海風の爲めに粟。米。糜敗するに因り。此擧ありと云ふ。本所倉の如きは。享保十八年癸丑四月に於て。工を起し。翌年の冬に至て落成す。其棟宇の數十二。戸扉の數八十有八。淺草倉の所屬と爲す。爾後築造年に加はり。竟に四十棟宇二百五十四戸扉の數に至り。維新の日。淺草倉と與に皇家の有に歸せり。雉子橋外の倉廩の如きは。元祿の地圖に發見し。寶永元年の地圖に於て。既に之を刪去すれば。其始終を考ふべからず。竹橋内の倉廩の如きは寶永元年の圖に發見し。是亦始終を詳かにせず。其れ概れ此の如にして。獨り淺草の倉廩は。鐵砲洲の倉宇を併せし以來。最壯大を極め。其構造の如き。實に一世の大築造と稱するに足る者なり。其地や東宮戸川に瀕し。南北西各街衢に對す。南北約そ三百二十間。東西或は六十間。或は百三十

間。其積三萬六千六百四十八歩。渠を南北西に繞らし。江水を導て通漕に便す。江に傍ふて八渠を鑿ち。直ちに江水を施き。以て舟舸を出入す。而して八渠の上流に在る者を。第一渠と爲し。流れに隨て第二。第三と爲す。各渠口に關柵を設け。監守を置き。之を開閤せしむ。而して各渠の兩岸を距る數歩にして。瓦甍鱗の如く。屋宇の長く列る者は。即ち倉廩なり。其數通じて五十五宇。二百七十戸扉。西傍街衢に對して。三門を設け。各出入に便す。其北に在るを上の門と曰ひ。南に在るを下の門と曰ひ。而して中央を中の門と曰ふ。蓋し又江流に從て。之を稱するなり。中下兩門の中央と。第六渠の西端に位して。館宇縱横尖樓高く聳ゆる者は。即ち廩衙なり。館内は數局整列して數百の廩吏。各課務に從事す。江に枕て鬱蒼蟠屈たるものは。即ち首尾の松なり。其樹極めて雅古。其名尤も愛すべきを以て。嘗て都人の謳曲に上する所となる。而して享保の末。札差等協議して廩衙に請ひ。此樹を保管し。爾來殊に珍愛し。別に之に匹儔する一樹を。他の園林に培養して以て。此樹の爲めに儲存すと云ふ。而して其前後の縁由を詳かにせず。是其大略なり。然而して當時此倉廩は納るゝに全國の貢米を以てし。出すに庶士の祿俸を以てすれば。實に糶糴の淵源と稱するに足り。府下の米價は毎に此倉廩に由て高低せりと。宜なるかな。維新の日に於て。朝廷更に此倉廩を官廒と爲し。以て子來を惠給せらるゝと云ふ。

【札差の由來】札差は他に比類なき一商業を營む者にて。蓋其務めは淺草倉廩に出入して。幕臣の俸祿を領收するに從事するのみ。然れども又之に由て。大に貨殖の計を爲し。家産皆殷富を占め。勢甚た矜豪を持す。故に當時の俗間に。富豪を指して札差の如く僭りと謂ふを以て。其盛福を知るに足る。然れども其各家祖の如きは。皆微々たる賤民より出づる所なり。往昔淺草倉廩門外。淺草橋以北より。森田町の頭に迄り。路傍處々に蘆簾を張り。烹茶を鬻く者。十數名あり。又倉廩近傍に米肆を開き。俸祿の殘餘を沽て。之を鬻く者數十家あり。此の二者を以て。實に札差の胚胎する所と爲す。然而して當時幕臣の采邑なき者は。其の切米。扶持方。足高等を。淺草倉廩より領受するを以て。各自其領單を作つて。之を廩衙に交納し。再び其祿高と姓名とを記載する一單を作つて。自から廩衙に抵て。之を交納し。其支給あるを待つ。而して廩衙は給祿の規程あるに由て。即日に給するあり。或は兩三日を過きて給するあり。故に給付を待つ者は。毎々彼の茶店。米肆等に就て。休息するを便とし。漸く歳月の久きに隨ひ。遂に懇親するに至り。或は之に勞錢を與へて。給付の遲速を伺はしめ。自家は其家に在て。其報道を待つ者あり。既にして又倉廩に關する一切の事を擧て。之を代理せしむる者あり。此に於て自他の便益少からす。遂に此風の一般に行はるゝに至る。茶店。米肆等の貨殖に勉強する者は。給祿を抵當として。貸借の途を開き。頗る融通の途を成し。其便益盛んなるに至つて。又茶店。米肆等は商議協同して。官衙に請願して。此新業を開創す。蓋し是を以て札差の濫觴となす。抑札差と稱する者は。未だ其由る所を詳にせず。後人或は說を爲すと雖ども。概ね附會の說に過ぎざるを以て。今茲に贅せず。又考證確據するに由なきのみ。

【札差の沿革及成例】享保九年甲辰七月十八日。町奉行（大岡越前守）集會す（月次定會）。此日札差營業創立の請を允聽し。其人員を召て之を宣告す〇同年八月。官札差の數を定限し。百九員と爲し。濫りに同業を營むを禁す。茲に於て札差は三連合を立て。天王町組。片町組。森田町組と稱す。而して各連合より五員を拔き。即ち三組十五員を以て。輪次に月行事と爲し。公務を管理せしむ〇月行事は初て條目帳（書法雜錯にして。其名を正題し難きもの。蓋宣文あり。例則あり。稟書あり。然れども實に札差史の根源たるものなり）數本を作り。同業の連署捺印を整へ。兩町奉行所。勘定奉行及び札差を管理する町年寄等に。各一本を開呈す。爾後改正ある毎に。之を稟報し。其帳簿を繕正するを例とす。此條目と稱するは。札差自ら唱ふる所にして。官に在ては之を名前帳と目す。又安永七年戊戌七月。札差協議して。私則を撰定し。町奉行の允聽を經。爾來之れを本帳（條目帳）に記載し。自から稱して自法と曰ふ〇札差に名題替と云ふ一法あり。是實は其産業を他に讓り。家産亡滅する者なり。蓋此類は職として。其家の系嗣なきに之れ由れり。而して之を處分するは。月行事より。直ちに町奉行所に稟候して。允准を受け。其由を諸官署（條目帳を呈報すべき官署）に開報し。而して其替襲を決行す。是より先き。町奉行は。其稟牒を勘定奉行に轉付し。以て協議を要す〇札差は其産業を親族及び同盟の外に讓るを得す。故に其本家衰敝に因て。之を讓らんと欲するときは。名題替の法に依て同業の子弟。或は故老の手代を以て。其系嗣者と定め。同業の允諾を經て之に讓る。若し其系嗣を得さるときは。則ち同業相依て若干金を集め。之を其讓り人に與へ。而して官に請ふて。其家産を共存し。之を札方に報告して。一切舊に依り阻碍する所なし。此例は文化三年丙寅十二月二十三日。該業者を町奉行所に喚召し。其稟請の如く准聽宣告あるを以て。濫觴と爲す〇家督相續。代人替り（家主幼弱。任に堪ざるもの。其支配人。或は親戚を以て。家主の名氏を冒し。公私一切の事務に任するを代人と爲す）更名。改印。移居等の件は。總て月行事より。管經の年寄に具申し。町年寄は更

に其家督相續。代人。更名の如き。財産に係るものを以て。克く其情實を審かにし。之を町奉行に開申して。允准を乞ふて。指示するを例とす。但だ改印。移居の如きは。概ね皆町年寄に在て專聽す。以上述る所の事項は。之を月行事の本務となす。而して其創業の日に起るものあり。數年の後に例となるものあり。今其前後を詳にせすと雖も。概ね延享四年前に。決定する者たるは昭なり〇延享四年丁卯十一月二十二日。札差の弊風を矯正するか爲に。老中より町奉行に移牒せり。其大旨に云ふ。輓近札差の輩營業に懈り。且前論を恪遵せす。甚不善と爲す。須らく之を匡正すへし。因て其舊連合を廢し。新に九部となし。各部。定行事一名を撰擧し。且之に上下著用を許し(上下は服名。肩衣と袴とを併せ。之を稱す)。此定行事をして。內は連合の事務を監督し。外は札方の困累なきことを任保せしむへし。此に於て町奉行は。其二十七日を以て。札差全員を喚召し。移牒の旨を告諭せり。而して又十二月十八日。定行事二名を增加し。前後合せて十名とす。其れ前に九員を撰び。今又一員を增加す。其旨蓋舊月行事なるものは。月を以て輪次し。之が爲事務整修せず。規模亦定まらざるに因て。之を廢し。更に此新員を設置する所なり〇寶曆三年癸酉十月晦日。町奉行所に定行事を喚召し。之を廢することを宣告し。更に前轍に復して。片町。天王町。森田町の三組を興し。以て復た月行事を設置す〇安永七年戊戌七月十八日。町奉行の集會に。總札差を喚召して。矯弊の數目を口諭す。其要旨に云く。享保九年初て札差の請を准し。而して連合を定め。人員を限る。爾來其數減耗して。方今九十六員たり。且其連合の人員も。隨て均しからざるに屬す。宜しく其流弊を矯正すべし。因て自今五名を以て一連合と爲し。六連合を一町保と爲し。即ち三町保(森田町。片町。天王町十八)連合を。九十員と定め。而して新に行事を撰み。連合一切の公務を擔當せしむへし。定員外六員の如きは(總員九十六名。今九十名を十八組に編む。因て六名を餘す)蓋し一町保に二名を得る。之を總連合上。取締役組と爲し。以て全般の監督に任せしむべしと。因て此法を行ふ〇天明七年丁未十二月。曩に安永七年戊戌七月定る所の。監督の員を廢し。再び舊に復して。月行事を置き。之をして當任の事務を管知せしむ〇寬政元年己酉九月十六日。町奉行の集會に。總札差を喚召して。數項の改正すへき目を口諭せり。今其記錄の存する者なし。又其際札差の舊債を擧て。悉く之を棄損に處すべきの議あり。然るに反議者あり。其便否得失を論して曰。札差たるものは。廩餼と札方の間に從事し。時あつて士大夫の爲めに。金素を辨し。或は札方の窮阨變災に罹るあれば。其輕重に從て之を支保し。其他低利を以て。金融を通し。大に理財に裨益する所あり。如今其舊債を擧て。之を棄損せば。其害特り札差に止らすして。實に庶士の爲めに後患を釀すと謂はさる可らす。此に因て。前議忽ち廢し。更に當年より六年前に溯り。即ち天明四年甲辰以上の債を以て。棄損に附し。其乙巳以下に係るものは。利息の定度を附殺す。即ち原金五十兩を以て。一月銀一分(六十匁。銀の十五匁。即年利百分の六に當る)を收むるを允し。其原金は祿額三十五石(三斗五升入。百俵)を以て年に三兩を償還し。若干年を期して。還收すべきことを令す(此改正に係り。記錄の徵すべきものなし。或は云ふ。後議半棄損の如きは。札差の之を懇請する所なりと)〇官此時に於て。大に札差の産業を維持することを圖り。札差改正役所を。淺草猿屋町に設け(猿屋町會所と稱す)。町年寄をして。之を管保せしめ。町奉行。與力二三員を以て。該總となし。前の改正に係る年賦金のことを併せて。之を管理せしむ。因て又町年寄は。奉行に稟候して。手代數名を置き。其屬務に從事せしむ。茲に至て札差。貸借の途大に整頓して。其の改正(天明四年)に係るまでの貸金を。舊債と爲し。以後の貸金を新債と爲す。舊は年賦の定限に從て還收し。每季丸零の際。新債と一併に意の如くに徵收するを許さす。而して又勘定奉行は。官金を以て(此官金は代官所。及び勘定奉行用達の者より。勘定奉行に上納する所の者。多く之に係る。而して何の金なるを詳かにせず。或云沒收金なりと)。此會所に附し。其貸則を設て。札差に貸與す。此法大に理財に適し。貸借盛んに行はれ。融通の便尤も開け。綿々數年を經て。竟に維新に至り廢絕せり。其貸借の法は。通して金額二倍半の抵當を要し。年分五朱の利息を收め。五年賦を以て。定限とす。其抵當品件は。新古貸金證文(前に述る札差より。札方に係る舊債。新債の兩種證文を云ふ)を以て之に充つ。例へは千圓を借るときは。即ち新古證文の金額。二千五百圓に當る者を以てす。餘は之に準す。而して各札差。此借用を要するときは。例季給祿前に。預め其金額を定め。之を會所に請申す。會所は之を集めて。更に書式に從ひ。稟牒を作り(書式は。牒面を三段に區畫し。其上段に。本回要借の額を記し。其舊借あるものは。中段に於て之を記し。姓名を下段に記し。凡牒末に例文を記載す)。之を勘定奉行に開稟す。勘定奉行之を得れは。當季の給祿額と。此借用額の多寡等を監査し。或は之を減省して允裁することあり。而して町年寄三名連署鈐印の證書を收め。以て其金額を貸與す。其抵當證書類は。勘定役(勘定奉行屬員)及び町年寄に命して嚴封し。以て會所に保藏せしむ〇一たび猿屋町會所の設けありしより。札差の産業に係る事件は。總て其管理に歸し。家督相續。改名。

フタサ

代人替等。會所より之を關係の町年寄に照會し。町年寄は之を町奉行の月集會に開申し。允准を經て。會所に回報す。會所は之を受けて。其本主を喚び。以て准旨を傳ふ。又改印。移居等は。會所專ら允聽し。且本主より其由を官衙に開申せしむ（官衙は。各札差條目帳を開呈する所の官なり）。但た名題替（前に見ゆ）の一事は。各札差より直ちに町奉行に稟候するを例とす○天保十三年壬寅三月。令して札差の連合を廢解せしむ。然れども其產業は舊の如し（是より先き。十二年辛丑十二月。令して諸問屋の連合を廢解せしめたり）○同年八月四日。町奉行所に札差を召喚し。諭して曰く。稟祿の者。近ろ復た巨債を負ひて困難す。因て汝等の錢金を擧て。棄損に屬し。以て其弊を治すべきなり。然とも又之が爲に。汝等の破產亡滅せんを憫諒し。且汝等從前官の大費ある毎に。其獻金する所少しとせず。而して這回節儉の令あるに當て。速に貸金の息を減し。大に誠意を表す。此を以て深く情實を洞鑒し。姑く棄損を恕し。其舊債を擧て。無利息永遠の年賦と爲し。以て稟祿者の爲めに。艱累を一正す。汝等深く此旨を體認して懈る勿れと。札差等之を領承す○官此際に於て。稟祿者の札差に負債ある者を審査し。之を次第して低利を以て金兩を優貸し。以て其負債を償却し。並に家計の艱難を回治せしむ（文化。文政の際。屢此擧ありて。其貸與する所少からず。而して多く償淸に懈る者あり。由て文政八年乙酉を以て。此法を廢却し。而して既往の債を永遠の年賦と爲す。其額實に拾壹萬兩餘と云）○天保十四癸卯十二月。官又札差の債を制し。新舊を論せず之を無利息と爲し。二十年賦を以て還收せしむ○此際又猿屋町會所より。稟祿者に優貸することを廢止し。而て其既往の債は。其札差に係る既往の債と。一併に無利息年賦と爲し。本祿百俵（三十五石）を以て年金五兩を償はしむ○同月官。告諭して。勘定所用達九名。町方用達六名に。新に札差の業を開かしむ。是曩に札差の新舊債を擧て。無利息年賦となし。之に由り札差の休業する者ありて。反て札方の不利を招き。金融頗る硬澁するに由て。此新員を置き。金融の途を開かんと欲する所なり。此に於て總札差の內。巨擘の者數名相諮り。休業者回復の爲め。新員の同業に利子を收めて。相當の金額を辨貸せんことを商議せり。時に新員は其開業を辭する者多くして開業する者僅かに五名に過ぎずと。故に其商議も亦十分妥成せざりしと云○嘉永四年辛亥四月九日。官諸問屋に令し。文化以則の舊轍に復して。再び連合を結はしむ。此際札差も亦現員を以て。舊法に復し。連合せんことを請稟し。因て允准を得たり○文久三年癸亥。官札差に令し。其債を擧て。年賦と爲さしむ。是に因て札差は。各札方と熟議し。其債の多寡に從つて年賦還收の定準を定む。其祿米三十五石（百俵）にして負債三十兩以下の者は。之を十年と爲し。三十兩以上は十五年となし。五十兩以上は二十年となし。七十兩以上は三十年となし。百兩以上は四十年となし。百五十兩以上は五十年と爲す○明治元年戊辰十月。舊札差九名を。市政裁判所に召し。朝臣祿米の事務を以て。其舊業に復すべきことを命す○同年十一月。舊札差十九名を淺草廩衙に召喚し。命する所前回の如し。此を以て前後二十八名。再び札差となる。而して貸借の如きも。亦舊慣に從て之を辨し。但た其利子を減省す○五年太政官第百六十四號公布を以て「舊幕府の節。馬喰町。或は町年寄役所を始め。大阪銅座。及び各方奉行所（中畧）等に於て。舊諸藩を始め士民融通の爲め。貸附置候金銀米（中略）御詮議の次第有之。自今一切棄損被仰付」云々と令す。此に依て札差は其舊猿屋町會所に在る負債を脫却せり。後幾くもなく。十月に至り第三百號公布を以て「華士族卒に係る。金穀。貸借の。明治二年己巳六月。郡縣の制前に在るもの。並從前今後。家祿引當。金穀貸借の如きものは。裁判に及はざる云々の令あり。此に因て。其已巳以前の債は。之を還收するを得す。已巳以下の債は。皆悉く家祿抵當に係るを以て。乃ち札方に請ふて。改めて通常の證書となす。此より償却皆滯り。其證書を擁するを雖とも。幾んと故紙に異らず。由て後債を放つことに戒心するのみ。同六年癸酉秋季の祿より以來。悉く石代を以て給與せられ。因て札差の業。全く無用に歸し。乃ち命令を待すして廢業せり。其起立より玆に迄り。實に一百五年を經たり。

雜記○凡そ廩祿者の新に札差宿に就んと欲するは。賴證文と稱する一種の條約書（賴證文は書式あつて。其本祿增祿月俸より。在任非役或は父子有祿等に至る迄。詳細之を記載す）を作り札差に交附し。以て其札方たることを得。而して札差は。其條約の前。之を同盟に照會し（輪札を以て照會す）。其新札方に僞りなきことを審かにするに非れば結約せす○凡そ札方。甲札差を去り。乙札差に就かんと欲すれば。之を甲に照會し。而後乙に依囑す。乙は之を以て。甲に照會し。甲乙の熟議を經て。之を行事に申報し。以て其去就を爲す。若し其家甲に負債ある者は。乙之を甲に償つて。更に乙の貸金となし。新に證書を收む。斯の如く處理せざるものは。去就するを得す○札差の札方に金穀を貸附するは。總て其祿米を抵當と爲し。後季の廩給を以て還收し。並に利米息錢を收む（祿米廩給は。春。夏。冬三季を以てす。大平年表に據れば。延寶二年より之を定む。故に春季後の貸借は。夏季の廩給を以て償ひ。夏季後の貸借は。冬季を以てす餘は之に準す）。若し後季の祿米を以て。其全額を還收するに

足らざるときは。其殘額を以て。更に證書を作り。尙は次季の祿米を以て。還收するを例とす○札方の要求に因て。食糧を貸與するの法あり。則ち定額を立てゝ。每月之を貸し。當日の時價に從て。其石代を算し。相當の息錢を收む。札差之を米代金と稱す(食糧貸借の利息は。元通常利息より。較や低きものたり。然るに寬政元年己酉。官之を改めて。爾來通常の利息と同一とす)。又月俸米を收むるの法あり。利米は一口俸に五合を收む○札差貸借あるに當て。或は金兩の匱乏なる時は。自家の貸金證文を。連合の同業に抵當とし。金兩を借用し。以て其貸附を辨す。是互に融通するの例たり(其借方の利は低く。其貸方の利は高し。以て利益ある所なり)。○札差產業上に於て。已むへからざる金索を要するときは。乃ち連合盟約に照らし。連合保印の證書を作り。其株式を抵當と爲し。以て同業者より。所要の金額を借用するを得る。而して此償却を懈り。或は公裁に及ばんとするとあれば。其連合保印の者より。之を償却するを法とす。此一例は。安永七年戊戌七月に。總札差より町奉行に禀候して。允聽を得る所なり。故に爾來之を條目帳に揭載す。且此貸借の法あるに因て。同業の外に。株式抵當を貸借するとを禁す。若し其株式に關せざる者は。隨意に貸借するを得へし○札差。札方の間に。一の貸借法あり。奧印金と稱す。是は札差の札方に貸金するに當り。之を他金と詐り。其證書に。自家保印するものなり。而して其償却は。通例に準し。三季の給祿を以てし。利息も亦公則に准す。然れとも其他金と詐るを以て。謝禮酒代等の名を揑造し。利息の外に貪る所あり。而して若し期限に至り。貸繼きを爲し。證書を更正するときは。乃ち復た謝禮を貪り。疊息を收め。頗る黠計を逞うす。官此情を察し。安永七年戊戌七月十八日。町奉行の集會に。差札を召喚し。奧印金と稱する貸借を禁し。且札方より金索を受け。若し金兩匱乏なるときは。同業相互に。流用して。其貸借を辨す可きとを諭す。然れとも猶札方と相狎れ。私かに之を犯す者ありと云○また一の貸借法あり。札差之を御仕贈と稱す。是札方其祿米を抵當と爲し。是に由て。周年の活計資を借用するものなり。其順序は。札方甲乙號の二帳簿を作り。各帳首に。其例文並に借用の多寡を記載し。名印を具へ。而して每次の領收額を登記して。是を札差に投す。札差每季。貸與の際に。此二帳を隔用し。其金額を記し。符合を捺して證書に充つ。其償却は他の貸借と。一般にして。每季の給祿の日を以て。會計を爲す者なり○凡そ札差は。札方の委賴に應し。其蓄財を無利息にて管保し。若し委頓主(アヅケヌシ)須用あれば。何時を論せず。之を還辨するの證書を出す。又此委頓金ある札方にして。別に給祿を抵當と爲して。借用金を需むるときは。其通法に從て。之を貸與す。是其の委頓金は。蓋し概れ非常に豫備し。又は子孫鞠育の要資に係り。通常の須用に使用すべからざるを以てなり○名けて加印貸と爲し。目して藏宿師と呼び。札方札差の間に於て。巧に小利を攫取する者あり。藏宿師の所爲は。例へば爰に札方あり。嘗て其札差に。大債を負ひ。復た假借するを能はず。因て舊を去り。新に就き。以て金索を企つ。乃ち其藏宿師に就て之を謀る。藏宿師は。爲めに周旋して。肯すべき札差を覓め。而して其間に於て黠計を爲す。譬へは其札方。舊札差に三百兩の負債あり。新札差に。給祿抵當にて。四百圓を新借すべき談を遂け。而して彼れを去り。此に就かしめ。其四百兩の內を以て。三百兩は舊債を償却し。殘百兩を二分し。其一は札方之を領し。其一は藏宿師自ら謝儀に受く。貪婪の甚き實に惡むべきなり。故に官其弊害を洞察して。文政八年乙酉十一月。藏宿師たるの所業を嚴禁せり。既にして。其名を更へ。其術を翻へし。復た以て邪利を射る者あり。加印貸是なり。其所爲の如きは。常に高利貸を以て自ら居り。若し人あつて。給祿を抵當として。金索を乞ふ者あれば。即ち其人に會晤し。當人の當季給祿を以て償却せしむべきを約定せしめ。而して之に貸辨す(札差は。官禁を守り。其證書に保印せずと雖とも。實は加印貸と和し。其償却を約する者。保印の有無を以て論ずべからず)。而して其證書には。公則の利子を明注すと雖も。別に謝金酒代筆墨料等の名を設け。其貪る所少なからず。又一層是より甚しき者あり。俗呼て白紙證文と曰ふ。其所爲の如きは。爰に人あり。加印貸に就き。其祿米を抵當に。金索を乞へは。即ち加印貸は。陽に他に媒介する情を示し。而して其借主をして。一片の素紙に姓名と。證書結文に記るす實正也の三字を記し。且つ捺印せしめ。之を收めて。其金兩を貸與す(此際加印貸は。概れ負債主の印顆を管保せんとを求む。而して之を肯んせず。却て素紙に捺印するを聽るす。實に虎を前門に扞き。狼を後門に迎るものなり)。而して若し期に臨み。償却の滯るときは。隨意に其素紙に證書文を記入し。且僞て債主を設け。官裁を仰ぐべきを以て。之に强迫す。是等の輩は。實に天人共に疾むべきの。蟊賊たりと雖とも。此輩の愚も又甚いかな○手形持と稱して。札方札差の間に。奔走する者あり。其業。極めて卑微なりと雖ども。聊か邪曲を營ます。其業とする所は。各札方より。廩俸に開呈する。每季の領單を筆し。之を其組頭。或は支配頭(是等皆小普請支配。及組頭と言ふ者)に出して。保印(即ち奧印なり。例式に依る)を乞ひ。而して其の裏書(此裏書は。甲官より。乙官へ通照するが爲めの例文なり)を要すべきものは。之を調へ。以て前の札方に返付し。此一

牒に。銀五匁以上の謝禮を求む(牒面の祿米額に從て多少あり。且此謝禮は。各孔差より受くる者なり)。此小業と雖ども。間〻之を以て優産を占る者あり。而して各家此手形持に委托すると。否らすとは。固より隨意たり。按するに此手形持に委托する者は。概ね小普請(幕府非役の士)の輩にあらざる無し。通例自家の給祿領單は。之を自ら作て。其支配組頭等の保印。裏書等を乞ふときの手數を厭ふて。此の如くする者なり。

【丸零の由來】丸零に玉落の字を用ふるは。其義を失するなり。或云。丸零にあらず。玉落ない。何となれば。俗に貴美寶重の件を呼て。玉と曰ふ。夫れ士卒の祿米に於る。固に貴美寶重の件と謂ふべきなり。而して之を廩衙より賜ふ。實に天上より落る者の如く爾り。故に給祿を目して。玉落と謂ふと。是一理なきにあらすと雖。未た其丸零と稱すべき意のある所以を知らざるもの丶言なり。則丸零の原由を叙述すべし○往昔。幕臣其家祿を受るときは。各自ら淺草廩衙に抵りて。其の姓名と祿額を記せる。單書を交納して。其發給あるを待つ。廩吏は之を集收して。當日の人員と。其祿額とを算し。此内若干數を當日の發給額と定め。餘は翌日に遺し。尙巨額なれば。翌々日に遺す。故に其當日の發給額を給與するに。一法を設けて檢次に之を給附す。其法たるや。當日集合する所の單片を將て。每片一々搓丸して。之を一器に納る(器合箱にして。徑一尺許。側に柄を着く。長五六尺許)之に蓋す。蓋に一寸許の孔あり。而して線を以て之を縢緘し。倘ふるに封印を以てす。而して吏員之を持し。藏奉行の面前に抵り。其柄を執て揮ふ。紙丸孔中より零れは。之を披展して其姓名祿額を帳簿に登記し。復び復揮ふ。一紙丸の零る每に披展登記し。數回にして。前に定むる所の若干數に至れば。即ち止む。其登記する所に就て發給し。餘殘の紙丸は。又翌日翌々日と序を逐ひ。前例の如く之を行ふ。是則丸零の名稱。由て來る所なり。然而して。當日丸零に遇中せし者は。翌日に其祿米を領收するを得る。而して當時の祿は。悉く現米を以て支給せりと。此祿米を支給するに當て。廩衙廻と稱する量法あり。廻しは其平均を取つて。率を設くるが爲めなり。其法抽籤數回を行ふ。其初めを棹籤と曰ひ。中を拼籤と曰ひ。終りを俵籤と曰ふ。拼は米苞四十六箇を。三面九箇に疊積するものにして。即ち杉形と稱す。之を數複して。一陣の垜形を爲すものを棹と曰ふ。棹を爲す所の拼數には。定限なしと雖とも。概ね廩庭の位地廣狹に隨て。十拼より二十拼以下の數を度とす。然而して。其探籤を行ふの際。若し棹の單一なるときは。棹籤の設くべきなし。故に直ちに其一棹の拼數を以て。拼籤を行ひ。其抽當の拼に當ては。俵籤を行ふ。蓋し俵籤は。四五籤より五六籤に止る。而して其抽當の苞を抽撈し。各苞を發して米粒を混和し。之を升量して。更に原苞數に照らして平均し。其得る所の量數。即ち廻しなり。而して此廻し。即ち平均を以て。初の籤法に從ひ。或は之を數拼に率し。或は數棹に率し。或は數萬苞に率して。其米苞の升量は。皆盡く此平均の數に依て。算すべきを裁定す(此際必す原量と增減あり)。而して此平均量を以て。各給祿額に率準して。以て其苞數。及び奇零數を算出して。其額を領收人の姓名と。與に印票(印票は。半紙竪六截許の片札。其中央を斷し。僅に一端を存す)に記して。領收人に交付す。是祿米を給するの證符なり。因て領收人は。此印票を以て。當局の倉吏に就き。其現穀を領收するを得る。印票のとは。札差職員請取人の條を參看すへし。

【札差各家課員通則】札差各家は。皆一樣に課員を設けて。事務を處理すると。宛も嚴然たる規律のあるが如し。其の實數十年の慣習に依て。自然に體裁を存するのみ固より章程規律等に基くに非ず。而して其數十年の慣習は。皆克く實際に適當するを以て。或は各家の大小繁閑に從つて斟酌し。聊趣を異にする者ありと雖も。其課員の職業より。一切事務の順序に至るまて。整齊畫一にして。確乎不拔の恒例を存せり。就中。金銀出納の一事に於て。各家主の賢愚老幼を論せす。又課員の正邪當否に拘はらず。悉皆家主自から之に從事し。他人をして關せしめざると。家の大小。產の厚薄を以てせず。同業皆一なり。是札差の特異なる所なり。課員は。支配人を首長とし。次に對談方。米方。目錄方。帳方。書替方。請取人。若者等の八部に分つ。而して閑務の小店は。或は一名にして。兩課を兼ぬる者あり。故に又大店は。一課にして數名を置く者あり。是其斟酌趣を異にする所以なり。今支配人より。若者に至るの各職掌を詳かにして。左に開陳す○支配人。支配人は。家主の命を受けて。其代理となり。內外一切の事務を擔當し。一家の棟梁と稱すべき者なり○對談方。對談方は。且專ら產業を治理するとを務め。札方及諸方に對する應接を擔當し。時として支配人の代理たるとを得る者なり。凡そ札方の金索に來る者は。家主又は支配人に面晤を乞ひ。以て其特遇に出てんとを求めざるものなし。故に對談方は。陰に克く之を拒絕し。速かに大帳(記簿凡例に詳かなり)を展へて。其金索者の祿額と。舊貸債の數とを示し。且理を說き情を述へ。以て其貸す所を減省し。金索者之を肯んすれば。即ち證書を作り(證書は文例ありて。期限に至り。給祿を以て償却すへき明文を載す)。其金額を切手帳に登記し。證書と切手帳を併せて。支配人に轉付し。其

フタサ

之を検可して。家主に開報し。家主の検印を受け。竝に金兩を領して。回附あるを俟ち。而して金索者に辨貸するを例とす○札方の貸米を需索する者あれば。是亦貸金の例に傚て。其額を定め。時價に從て之か石代を設け。以て貸金の順序に照らし辨貸し。其金額姓名等を。米方に通知す○米方。米方は。貸米。立替米。買入米。受取米等。總て米穀に關係する一切の事務を擔當する者なり○對談方。米穀の貸借を爲して。其由を本課に通知するときは。之を米賣帳(米穀の輸出額を記する者)に登記し。其額を米斗(米斗は。一役夫の稱呼にして。大概一家に一員を置く。常に家庫に從事して。量斗を司る)に通知す。米斗は之に應して。其石數を量り。叺造り或は俵造りと爲して。其受取人に交附す(米斗或は受取人より貸錢を受け。其運送を引受くることあり)。○米方は。毎月二三回。支配人と立會ひ。庫中の現米を査察して。之を帳簿に照合するを例とす。○本員は尤も老實者を要す。其任重くして其務め閑なるか故なり。○目錄方。目錄方は。目錄書を計算して。之を各札方に投送するを擔當するものなり(目錄書。一名仕切書と曰ふ。祿米給付の日。各札方に就て。其經費を計算する者なり)。○毎季目錄書を作り。切米帳を以て之を照査し。又支配人。或は家主の検印を受け。而して祿米給附の日。廩衙の割札を得て之に貼し。更に切米帳と照合して。通用印を符鈐し。以て各札方に發付するを例とす○目錄書は。半紙一片を以て。冒頭に當季の祿米額を記し。次に內譯の字を記し。其部分に貸金及其利子。手形持料(手形持を使はずして。札方自から爲るものは。此目を載せす)。札差料等を載列し。次に冒頭の員數と。內譯合計とを比較したる員數。即ち差引の高を載す。蓋し皆石代算なり。○帳方。帳方は。諸帳簿の記載法を検査し。及び計算を精該するを擔當する者なり。○日々検査精該するに當つて。其不調整。及び誤謬の項あれは。之を校訂整頓して。検印を捺し。而して支配人の閲に供す○本課は。米方と同しく。其任重く。其事務閑なるを以て。老實者之に任す○書替方。書替方は。手形に關する事務と。毎季丸を整頓して。廩衙に交納することを擔當する者なり。○凡そ手形を。札方及び手形持等より。交收するときは。能く其面背の汚瀆。毀損。印章の正邪等を査該して。之を月番の書替奉行に禀具し。其裏書を受け。期の至るを待て。之を廩衙に交納す(書替奉行は。書替役所に在て。祿米領單を検査し。及び三季の切米を。官に買收する額金を定め。祿米金の率度を設くる等の事務を掌る)。○丸は。前篇丸零の由來に詳かにする所なりしか。後ち其搓丸することを。札差に委す。蓋し丸の原は。一種の文牒にして。其料紙は半紙(紙名)の竪四截なり。其各一片に。札方二三の姓名と。其當季の給祿とを記し。紙端に札差の姓名を載せ。之を數折層褶して。徑約八分許と爲し。而して吉野紙(紙名)を用て。三襲糊緘し。以て透見せさることを要す。此の如くして。廩衙の揭示あるを待て。之を廩衙に交納す。(廩衙の揭示は。給祿の種類に依て。發給の期日を定むる所なり。譬は勤仕百俵以上は。何日より何日まて。百俵以下は云々。非勤仕百俵以上云々。以下云々の如きを揭載する者なり)。(丸は當初廩衙に在て。之を搓丸するより生する所の名にして。此の如く折褶する者は。既に其義を失するに似たり。蓋し觚の觚ならさるものか)。○請取人。請取人は。廩庭に伺候して。自家札方の祿米を領收し。又之を糶賣することを擔當する者なり○丸零ちの際。廩衙より證單と換へて。鑑札を交付すれは。復た之を印票(印票は廻しの率を以て。準量したる給祿類を記るしたる者。札差由來の條に載す)と交換し。此割を以て其祿米を領收して。本店に搬送し。或は賣方(賣方は米買にして。各札差に屬する者)に委して。廩庭に於て糶賣せしむ(賣方糶賣するときは。其札差より百俵に準し。金二分を受く。之を賣皮と云ふ。蓋し其糶賣に屬する手數料なるべし)○若者又若い衆と云ふ。愚按するに。俚俗若い者と稱するは。生の意義にして。猶學問上に於て。生徒と謂ふが如し。或云ふ。其使役するを以て。老を用ひすして青を畜ふ。故に若い者と云と。此說採り難し)。若者は。定員なし。常に各課員に指揮せられて。內外の事務に奔走驅使せらるゝ者なり。○毎季丸零ある數日間は。毎日廩衙に輪候し。自店札方の丸零あるを聞けは。乃ち其札方の代理と爲つて。祿米領單を廩吏に交附し。鑑札を受け。携へ歸て。之を請取人に交附す。○各札方の祿米給附の日を審かにする時は。各家に走て之を報道するを例とす。

【札差簿記凡例】札差に於て用ゆる所の帳簿の種類。及び其登記の法等は。各家の大小と。事務の繁閑に依て。取捨する所あり。然れとも畢竟大同小異にして。能く一定の通則ある者と謂つべし。而して帳簿の種類は。各家皆通して大帳。切手帳。切米帳。印鑑帳。御扶持帳。米買帳。米賣帳。請取通帳。御手形帳等の數帳を設け。以て登記を詳密にす。此外又各種の名目を以て。數葉の帳簿を設くる者は。概れ課員備忘。掌記の類にして。其登記法も。亦各自の適宜に出るものなれば。敢て徵するに足らさるなり。故に區々之を述へず。其一定の法ある大帳より。御手形帳に至るの九帳簿の概要を左に開列す。○【大帳(ミダシ)】は。各札差。札方の多少に因り。一冊或は二冊を作り。毎年之を新たにせり。體裁は紙號を以て。子卷(クチワケ)を數列し。各札方を搜索するに便す。而して毎卷札方の姓名。秩祿。官俸(非職は官俸の項なし)より其負債ある者に

フタサ

至るまて。一切之を登錄し。以て一目瞭然たるを要し。每季之に由て。其計算を明かにす。又札方。委頓金ある者は。之を帳末に載列して。査閱に便す。○【切手帳】此帳は。貸借。及ひ寄受金兩。糴糶の價直。其他一切の出納を登錄し。日計の情態を詳かにする者なり。○【切米帳】此帳は。目錄書。一名仕切書(課員目錄方の條に載す)。を計算するの原簿たり。故に三季切米(三季は春。夏。冬とす。而して春。夏を借米と曰ひ。冬を切米と曰ふ。譬へば本高百石の者は春。夏各二十五名。冬五十石を領す。及ひ臨時渡り。事故あつて。例季より後るゝ者を云)の多寡を登錄し。又貸金の元利等は大帳より之に謄錄し。其他札差料。手形持料等を詳細に登記し。以て出入比較。即ち差引を立て。此決算を證するか爲め。每季此帳に。各札方の檢印を受く。而して若し其差引額貸方より不足なるときは。其不足額を更に貸金に立て。其證書を收め後季を待て。之を決算す。要するに此帳は每季の決算簿にして。帳簿中の重件に係れり。○【印鑑帳】此帳は。各札方の印鑑を貼列し。常に照査の用に供する者なり。印鑑は各實印。及ひ通用印を記す(札方在官の者は。隨時實印を捺し難し。因て通用印或は小印なる者を以て之に便す)。○【御扶持帳】此帳は。切米帳と類を同ふする者にして。每月の扶持米額を記し。又其扶持米額の內。入米額を記し(入米は扶持米の內を飯料として。適宜札に用る者を云)。又拂米あれば。之を記す。故に切米帳と一雙の書にして凡目錄書を作るに要用とす。○【米買帳】此帳は。札方の拂米を買收したる額。及ひ貯米の不足する每に。官の拂米を買收したる額等。總て買米の多寡を登錄する者なり。○【米賣帳】此帳は。札方。及ひ他方に係る賣米の額。幷價等を記載する者なり○【請取通帳】此帳は。各札方に入米を輸し。或は米穀を搬送するに當つて。其領收印を得るの用に具ふ。故に札方の數に從て。簿冊に多少あり。又札方の意に任せて。甲乙二帳を作る○【御手形帳】此帳は。各札方より。請取手形を領收するときに當て。其姓名を記載し。以て後證に備ふる者なり。

【札差貸借利息制限】○札差貸借利息の制限は。享保九年甲辰七月創業の際より。明治元年戊辰十月に至るまて。凡そ九回の改正を經たり。今其制限の高低を通觀して。之を三次に大分すれは。其第一次と。第三次とは。稍低くして。第二次を以て。極高の度となす。又第一次と。第三次とを比較すれは。第一次は。却て第三次よりも高し。此の如く高低ある所以の理論に至ては。固より經濟學の部分にして。此誌の本旨にあらされば。敢て之を辨せず。然而して此制限は嚴然たりと雖も。或は私かに制限外に出てゝ。利息の外に謝禮。酒代等の名を設けて。貪る者あり。然れども此等は概ね給需上の冷熱に從て。輕重厚薄ある所なれは。其定率を徴すへからす。即ち左に制限の沿革表を載す。之を札差沿革の條。及ひ雜記の條と參觀せは。庶幾くは其概情を領會すへし。

	第一次			第二次			第三次		
	一	二	三	四	五	六	七	八	九
	享保九年(甲辰)七月 官令	同年九月 官准	寛保三年(癸亥)正月 官諭 勘定奉行石河土佐守	延享年中(不詳) 官令 能勢肥後守勤役中	寛延二年(己巳)九月 官准	安永七年(戊戌)七月 官諭	寛政元年(己酉)九月 官令	天保十三年(壬寅)三月 官准	明治元年(戊辰)十月 官令
貸金利息	一割半以上を禁す以下相對に任す當時貸借は金銀に限る	一割半を制度となし其僅少に出るは之を許す	二割	一割五分	一割八分但一ヶ月一兩に付銀九分に當る七分五厘本利一分五厘助成料	同上	一割二分	一割	
米代金利息						一割五分	一割二分	一割	
取越米利息						一人扶持に付五合	初月五合二ヶ月目より二合但前收	二合	
札差料						百俵に付金一分	同	同	初百俵以上百分の一半以下百分の一後百俵以上以下百分の一
賣皮						三十五石に付金二分	同	同	同

○表中第六行安永七年の制限利息に就て札差の記錄あり。其文に云「自今御屋敷樣方より。金子御用向被仰付候節は。御引當有之候ても。金子不手廻の節は。札差仲間にて融通致。相對を以て引當差入れ利息の儀は。仲間取引に限り。銀七分五厘。御札

方へは御定の通。一ヶ月金一兩に付。金九分宛の積を以て御勘定仕。殘一分五厘は。借請候札差。世話料。助成に仕候事。」又云「取替扶持は一人扶持五合宛の利米の外。高利に當り候利息請取申間敷云々。」此取替扶持は。野扶持等に就て。其飯料を借用し。役料切米等に係るものに非らず。○表中札差料は。元と石數に就て。之を收む。而して凡一俵を三斗五升とし。百俵即ち三十五石に。金一分を收む。故に若し四斗俵なるときは。更に石數を以て之を收む○表中賣皮なる者は。札差に於て。各札方の切米扶持米を賣却するときは。其手數料として之を受る所なり。○凡そ貸借の利息は。毎月末尾の一日を算せず。又甲月末尾の日に貸附するもの。乙月に入り。其三日までに。償却するときは。一ヶ月の利息を收め。若し三四日後に渉れば。甲乙二ヶ月分を收む。是其三日を以て限畫するか爲めに。甚た前寛後嚴の情なきを得ず。○又貸金の抵當に係る。祿米の如きは。月首の二日に廩給あつて。該貸金を其三日に償却するときは。其月の利息を收めずと云ふ。○十二月晦日の貸附は。縱令其一日なるも皆以て一ヶ月の利息を收む。是其一歲局了の大極にして。融用殊に劇しきか爲なり。表中第五行。寛延二年制限利息七分五厘。本利一分五厘。助成料とある者は。前に安永七年の制限に就て。札差の記錄に見る所と一般にして。助成料は。則ち手數料に當るものなり」とあり。以上札差の沿革詳悉といふべし。

フヂゴロモ 喪服。(モフクを見よ)

フヂノモリ マツリ 藤森祭。神社啓蒙に曰く。山城國紀伊郡深草山の南にあり。祭る所舍人親王。延喜式に載する所の眞幡寸の神社二座是なり(別雷神。旒毒神)。後に三所の皇子を合せ祭る。三所の皇子とは早良親王。伊豫親王。井上親王。又祭る所三座舍人親王。早良親王。伊豫親王。此日神輿三基遊行。社家藤野井氏甲冑を着し馬に乘りて供奉す。歸路各〻稻荷の社樓門の西站に藤の森の馬場に於て走馬す。祈願ある所の人あればこれも又おの〳〵甲冑を着し馬に乘りて馳驅すると前に同じ。一說に藤の森は早良親王なり。故に弓矢神と稱す。今日供奉の人甲冑を着すること。是蒙古征代早良親王歸陣の粧なり。供奉甲冑を着る事此神に始る。

フヂハラシ 藤原氏は。其先天兒屋根命に出づ。累代皇家に直隷せるも。後皇極天皇の御代に至り。中臣鎌足(二十世の孫)。蘇我氏を除くを以て。大に用ゐられ。攝關の家を開く。而して世に藤氏の四祖とは。武智麻呂(稱二南家一)。房前(稱二北家一)。宇合(式部卿稱二式家一)。左京大夫麻呂(稱二京家一)。此四人皆不比等之後世。藤原氏皆出二于此四家一。以下今に至るまで。皇家に親近せると他に其比なし。民間にても佐藤。須藤。首藤。進藤。兵藤。津藤。安藤。因藤。後藤。遠藤。近藤。内藤。甲藤。江藤。伊藤。加藤。齋藤。宇藤。武藤など云ふは。官名と地名とを藤原氏に冠せしなり。例へば甲藤は甲斐の藤原氏。遠藤。江藤は遠江。近江の藤原氏にして。首藤は司の首に任じ。佐藤は兵衞の佐に任じたる藤原氏なり。

フヂハラシ ジダイ 藤原氏時代は。王朝時代の末期を云ふ。日本歷史問答に云く。醍醐天皇の崩せらるゝや。朱雀天皇御年甫めて八歲にして卽位せられ。藤原忠平これが攝政となり。頗る權勢ありしが。村上天皇の後。冷泉天皇。圓融天皇。華山天皇。一條天皇。三條天皇。後一條天皇。後朱雀天皇。後冷泉天皇等は其の皇后概ね藤原氏より入内し。主上は大抵藤原氏の邸に生長し給ふ所なれば。彼は常に外戚として攝政關白の職に上り。豪奢榮華極まる所なかりき。されば隨ひて他姓を擯斥し。皇族或は源氏の人にして。大臣に任せらるゝも。彼に忌まれて志を得る能はさりき。彼はかく他姓を排斥して。一門の榮華をのみ計りたれとも。遂に本支相爭ひ。骨肉相食むの醜態を顯し。甚しきに至りては天皇を欺き奉りて。已が女の生める太子をして皇位に即かしむるに及へり。乃ち道兼は父兼家の意を受けて。華山天皇の女御を喪ひて哀悼し給へるに乘し。これを誘ひて落飾せさせ奉りしか如きこれなり。かくて已が女の生める所の太子。乃ち一條天皇の御位に即かせられければ。兼家これが攝政となりて威權を振ひ。其子道隆。道兼。道長次第に其職を嗣げり。中につきて。道長最も專横と榮華とを極め。朝廷に立つこと三十餘年。三代の皇后は皆其女にして。三代の皇太子は皆其外孫なりき。【當時の風俗】藤原氏政權を其一門に握るや。たゞ遊惰文弱に流れ。詩歌管絃に耽るのみなりければ。地方の政令行はれず。盜賊横行し。豪族跋扈し。國守の權勢日に蹙まるに至れり。而して叛亂の報一たび朝廷に達するや。彼等はこれを源平兩氏に托してまた顧みず。官爵を授け土地を與へ。以て其勞に酬いたりしが。何ぞ知らん武門の勢力は此間に生長し。他日自家沈淪の源とならんとは。實に彼等が榮華の夢を破りたるは。此潛勢力にてありしなり。かく遊惰に流れて。徒に華奢の風の長するのみなりしが。文學は頗る進歩せり。世に四納言と稱する源俊賢。源齊信。藤原公任。藤原行成を始めとして。大江朝綱。菅原文時等あり。皇族中にも兼明親王。具平親王等おはしき。殊に奇異なる觀をなせるは。女流の俊才一時に輩出せること是なり。中にも紫式部。清少納言。和泉式部。小式部内侍。赤染衞門。伊勢大輔等其名最も著はる。今世

にいたりて和文の軌範として貴ばるゝ。源氏物語。枕草紙。榮華物語等は皆此等才女の筆に成れるものなり。【武人勢力の増進】後三條天皇は後朱雀天皇の皇子なり。後冷泉天皇の後を受けて位に即かせ給ふ。さて天皇の御母は三條の皇女にして。藤原氏の出にあらざりければ。時の關白藤原賴通は天皇の御即位あらせらるゝことを望ます。太子に置き奉ること二十餘年。また太子相傳の例なりし壺切劍を上らざりき。されど後冷泉天皇。皇子ましまさざりければ。その崩御の後天位を受けさせ給ふ。天皇御性剛健嚴明にして。常に藤原氏の専恣なるを憤り給ひしが。御即位の後には。源師房。大江匡房等を登用し。記錄所を置きて親ら政治を聽かせ給ふ。さて莊園名田の宿弊は。天皇の最も大御心を惱ませられ給ひし所なりければ。寛德二年以來に置かれし莊園は一切これを廢せられ。其以前なるに於ても券契の正しからざるものはまたこれを止められ。尋で又國守の重任を禁し給ひぬ。斯くて賣買の道及び度量の法を定めて大に力を民政に盡し給ひ。尙ほ親ら供御を減し。御物を薄くし。親ら率先して節儉を守り。以て朝野の驕奢を禁し給へり。されば權勢に誇り。豪奢に耽りし藤原氏も。玆に頓挫を來して。關白たりし藤原賴通も宇治に屛居し。弟教通をして己に代らしむるに至れり。此も只た其員に備はるのみなりき。かくて皇威大に振ひ。天下能く治まりしが。御在位僅に四年にして病の爲に位を皇太子に禪り給ひ。明年終に崩れ給ひぬ。天皇御位を皇太子に禪り給ふ後に於ても。太上皇として尙ほ政務を院中に聽かせられん御心なりしが如きも。天の齡を假さざりしは惜むべきの限なりき。天皇の爲めに權勢を失ひつる賴通も。天皇の早世し給ひしは。國家の不幸是より大なるものなしとて歎惜し奉りしといひ。大江匡房は教化の世に被りしこと延喜の朝に比すべしといひけるとぞ。【藤氏の衰微】繼で即位し給ひし白河天皇は後三條天皇の皇子なり。御資性先皇に似たまひて。剛決果斷の御氣象に富ませられければ。藤原氏の權勢は愈々是れより失せにき。されど天皇は佛法を好ませられ。豪奢に流るゝの風ありて。佛刹堂塔の建立夥しく。名山靈地の行幸もまた屢々なりければ。國用漸く足らずして。國守の再任を許され。或は金穀を出せしによりて官を授けられたるものもありき。故に僧徒等德に狎れ。恩に飽き。諸大寺多く僧兵を蓄へ。闕下に嗷訴すること屢々なりき。殊に當時の大寺たる比叡山の延曆寺。奈良の興福寺。或は園城寺の如きは。領內の各莊に。兵士を課し。私に寺內に交番宿直せしめしかば。遂に僧兵の暴行を見るに至れり。殊に延曆寺の僧兵は。山法師とて兇暴最も甚しく。剛果なる天皇も。天下の中。朕か意の如くならざるものは。加茂川の水。雙六の采。及び山法師とまで歎し給ひきと云ふ。其の後僧兵の暴行は益々甚しく。其の向背を以て。朝家の盛衰に關するに至りき。【院宣政治】院とは法皇の殿を云ふなり。法皇とは天皇の位を去りて佛に歸するものを云ふ。此稱は宇多天皇の皇位を醍醐天皇に讓り。薙髮して佛に歸せしより始まる。宣は宣旨なり。重きを詔勅と云ひ。輕きを宣旨と云ふ。故に院宣とは猶法皇の勅旨と云ふが如きなり。さて白河天皇御在位十五年にして御位を皇太子堀河天皇に讓らせられ。院宣を以て天下に號令し給ふこと四十餘年なりき。是れを院宣の始めとなす。蓋し院宣政治の事たる。後三條天皇の素志なりしが。御讓位後間もなく崩ぜられければ遂に發せられず。天皇に至りて。始めて之れを行はせられ。爾後。鳥羽。後白河の二法皇もまた院宣を以て天下に號令し給へり。後三條天皇の藤原氏の權を抑へしより以來。師實。師通。忠實。忠通等相尋ぎて攝政關白の職に上りたりと雖ども。威權昔日の如くなる能はず。平清盛の志を得るに及びてより。彼の威權更に地に墜たり。抑も藤原氏は其先祖の勳功によりて高官を濫りにし。外戚を恃み。威權を逞うするや。其の身は王室の干城たることを忘れて武備を修むることなく。詩歌管絃に其志を蕩かし。優柔懦弱。淫酒これ耽り。武士を見ること恰も土芥の如く。朝廷の上に齒せざりき。されば豪傑の士は皆離散して藤原氏を顧みず。殊に源平二氏の如きは。累世の武功によりて家人漸く多く。天下兵馬の大權は此二氏の掌中にあるものゝ如くなりき。されば懦弱なる藤原氏の如何ぞ善く之を制御するを得べけんや。終に其權力を失墜するに至れり」とあり。終に平氏の爲に其の權威を奪はるゝに至れり。以後藤原氏にして將軍となりし者ありしと雖とも。唯執權に擁せられて。名を有したるに止り。毫も實權を握りしに非ず。後世唯々文學遊技に於て名家を出したるに止れり。然れども。後世に至るまで關白は藤原氏に非れば任せさる先例深く世の慣習となりたれは。流石の豐臣秀吉さへも自から關白たるを躊躇せり。藤氏一時の勢威以て見るへきなり。

フチユウ　府中は。又府內と云ふ。古へ國府（參看）ありし頃。國衙のありし地を云ふ。今も諸國に其名殘れり。當時條里の制ありて。田制を整理せしかば。府中の東西南北に東條。西條。北條。南條あり。

フチヨデム　府儲田。（ケイゴデムを見よ）

ブツカ　物價の昂低は。もと米價に原因し。若しくは貨幣の流通如何にありといへども。抑亦時勢の然らしむる所たり。上代の事は姑らく措き。近く之を德

川幕府の時代に徵して一言するに。當時米穀の下低にも拘はらず。諸物價の依然高直なることは。時々幕府の發令を見ても知るべし。是れ其米價と相伴なはざるの一證なり。然り而して今慶安年間の物價を記せしを見るに。其廉下なる今日を以てすれば。實に驚くへきものあり。當時錢貨の貴きを亦知るへきなり。爾後物價漸く騰貴し。德川氏末路より明治維新に移りて。益々其米價と倶に昇騰し。今日の如きは一層の騰貴を覺えたり。今古來貨幣の品位。及米穀物價の沿革は中村不能齋其他の調を左に概記す。顯宗天皇二年。歲比りに登稔。百姓殷富。稻一斛の價銀錢一文。（クヮヘイを參看すべし）。○天武天皇十一年（紀年は大日本史に從ふ。故に日本書紀とは一年の差あり）四月十五日。詔して必ず銅錢を用ひて銀錢を用ふるを莫らしむ。十八日銀錢を用ふるを止むるを莫らしむ（和漢錢彙に無文銅錢を出して。當時の銅錢ならむと云へり。其是非を知らず。存して後考を俟つ）。○元明天皇和銅元年七月二十六日。近江國に令して銅錢を鑄さしむ。八月十日始めて銅錢を行ふ。文に和同開珍と曰ふ。二年三月二十七日。凡そ雜物を交關するに。其物價銀錢四文以上は即ち銀錢を用ひ。三文以下は皆銅錢を用ひしむ。八月二日銀錢を廢して一に銅錢を行はしむ。四年十月二十三日詔す。錢の用たる財貨を通じ。有無を易ふる所以也。當今百姓尙ほ習俗に迷ひて。未だ其理を解せず。僅に賣買すと雖も。猶ほ錢を蓄ふる者無し。其多少に隨ひて。節級して位を授けん。是歲錢一文を以て米六升に易ふ。五年十二月七日。制して諸國より送る所の調庸の物は。錢を以て換へ。宜しく錢五文を以て。布一常に准ずべし。六年三月十日詔。田を賣買するに。錢を以て價と爲せよ。若し他物を以て。田を償ふことを爲さば。竝に其物共に沒官せん。和銅年中白米一斛の價錢十五文。○元正天皇養老五年正月二十九日。天下の百姓に命して。銀錢一を以て。銅錢二十五に當て。銀一兩を以て。一百錢に當てゝ之を行ひ用ひしむ。六年二月二十七日詔す。更に錢を用ふるの便宜を量り。二百錢を用ひて。一兩の銀に當つ。仍て物を買ふの貴賤。價錢の多少は。時に隨ひて平章にして。永く恒式と爲さしむ。○聖武天皇天平元年四月十日。諸國兵衞の資物の輸法は。上絁一疋を以て。銀二兩に充て。上綿は小二斤。庸綿は小八斤。庸布は四段。米は一斛を以て。並に銀一兩に充つ。即ち當土の出る所に依りて。銀二十兩に准ず。○淳仁天皇寶字四年三月十六日。新錢を鑄る。文に萬年通寶と曰ふ。一を以て舊錢の十に當つ。銀錢の文に大平元寶と曰ふ。一を以て新錢の十に當つ。金錢の文に開基勝寶と曰ふ。一を以て銀錢の十に當つ。七年四月朔飢う。京師米貴し。左右京の穀を糶して。以て穀價を平らかにす。八年是歲兵旱相仍る。米斛ごとに直千錢。○稱德天皇天平神護元年二月二十九日。比歲米價貴し。左右京の籾各二千斛を東西市に糶す。籾斗ごとに價百錢。九月八日更に新錢を鑄る。文に神功開寶と曰ふ。舊錢と竝行す。○光仁天皇寶龜三年八月十二日。太政官奏す。去る天平寶字四年三月十六日新錢を造りて舊と竝行し。新錢の一を以て舊錢の十に當つ。但し年序稍く積み。新錢已に賤きを以て。限るに格時を以てすると。良とに未だ安穩ならず。加之ならず百姓一人間々宿債を償ふ者。賤き日の新錢一貫を以て。貴き時の舊錢十貫に當つ。法に依れば相ひ當計すと雖ども。償ひ懸隔する有り。玆に因りて物情擾亂して。多く諠訴を致せり。望み請ふ。新舊兩錢價を同じくして。施行せんと。奏可す。十年八月十五日勅す。去る寶龜三年八月十二日太政官奏して。永く舊錢を止めて。全く新錢を用ひたり。今聞く百姓の徒。古錢を蓄へて。還りて施すを無きを憂ふと。宜しく新舊價を同じくして竝行を聽すべし（謹て按するに此勅と。三年八月十二日の太政官奏とを併せ見るに。蓋し一誤あるべし。今原文に從ふ）。○桓武天皇延曆十五年十一月八日。更に新錢を鑄る。文に隆平永寶と曰ふ。一を以て舊錢の十に當て。新舊竝行す。但し舊錢は來歲より始めて。限るに四年を以て停廢す。二十一年正月五日勅す。山城國の百姓水田を賣買するに。稻を以て直と爲し。錢に準じて之を論じ。町を萬錢に過ぐと。自今以後上田一町の直錢四千。中下田は之に準じて差減せよ。○嵯峨天皇弘仁九年十一月朔。新錢を鑄る。文に富壽神寶と曰ふ。○仁明天皇承和二年正月二十二日。新錢を鑄る。文に承和昌寶と曰ふ。一を以て舊錢の十に當て。新舊竝行す。五年九月十四日。太宰管內の地子交易の法。綿一屯を稻八束に直つ。嘉祥元年九月十九日新錢を鑄る。文に長年大寶と曰ふ。一以て舊の十に當て新舊並行す。二年四月五日勅す。去る承和七年諸國の穀の直を定む。今穀價踊貴して。錢幣差や賤し。而るに猶ほ舊程を守りて時宜に隨はず。前直を改めて一に當時に依り。仍て陸海の貢輸に隨ひて。定數を京師に取り。其沽價に准じて以て穀の直と爲し。立てゝ恒例とせよ。○淸和天皇貞觀元年四月二十八日。新錢を鑄る。文に饒益神寶と曰ふ。一以て舊の十に當て新舊竝行す。八年二月十六日。左右京白米一升の直を錢四十文に定む。前は二十六文。今十四文を加ふ。黑米は三十文。前は十八文。今十二文を加ふ。是歲穀價騰踊し。東西津の頭白米一斛の直七貫二百文。黑米は四貫四百文也。是に由りて京邑の沽價を增定す。九年四月二十二日。東西京に始めて常平所を置き。官米を出して之を糶らしむ。米一升の直新錢八文。京邑の人來り買ふ者雲の如し。是時穀價騰踊し。

内外飢饉し米一斛の直。新錢一千四百文也。是に由りて官糴して以て俗弊を救ふ。九月三日諸國長年錢を勘納する者あり。稻一束を以て錢二百文に充て。進錢の人に賜ふ。十二年正月二十五日。新錢を鑄る。文に貞觀永寶と曰ふ。一以て舊の十に當て新舊竝行す。○陽成天皇元慶三年十月十三日勅す。太宰府に令して。庫物の代砂金六百三十三兩。水銀百七十五斤。官帳に注附せしむ。是より先府司申請すらく。唐人來りて貨物の直を募る毎に。庫物を借り用ひ。交關畢りて後砂金を以て官の給綿に准じ。總計返納す。其砂金一兩を綿十六屯に充て。絹一疋を綿十四屯に充つ。府司勘ふると能はざる者尙し。今交替の日に當り。新司論じて曰く。物其實に非ず。官帳に相違すと。仍て受領せず。而るに太政官去年八月四日の符に。只唐人崖鐸に免すの時。砂金三百六十一兩を返上すと。望み請ふ彼例に准據し。帳に註すを許されんとなと。之に從ふ(砂金は貨幣の類に非ず。幾兩と云ふも其量目也。後世の金貨に混ずると勿れ)。○宇多天皇寛平二年五月。新錢を鑄る文に寛平大寶と曰ふ。○醍醐天皇延喜七年十一月三日。新錢を鑄る。文に延喜通寶と曰ふ。九年正月二十七日。常平所の穀。升別に寛平錢三文に充つ。七月八日。東西津の米價を平商にす。○朱雀天皇天慶五年六月十四日。春夏の間米價升別に十七八文。去る天慶二年以來。頻年飢饉の故也。○村上天皇天暦元年十一月十一日。雜物の價額を減定す。天德元年穀價騰貴す。二年三月二十五日。新錢を鑄る。文に乾元大寶と曰ふ。○華山天皇永寛二年十一月六日。近來世に錢貨を嫌ふと尤も甚し。鹽一籠の直一貫六七百文。升別に五六十文也(日本紀略是時の文に近來世間錢嫌尤甚。適所レ取錢。號二寸半一。銅錢原直也とありて。山崎知雄の標註に。寸内藤廣前本作レ才。常陸人色川三中曰。寸恐勻之誤。蓋謂下以二勻半米一替二一錢一。以二合半米一替中十錢上也。當時賤二於錢貨一之極至二于此一矣。宜レ參二考永延元年十一月二日。同二十七日。同二年七月二十三日條一とあり。其永延元年十一月二日の條は仰二檢非違使一。加レ制下止上下人々不レ用二錢貨一事上。二十七日の條は。諸卿定テ申二於十五大寺一。七箇日間。毎レ寺令ム八十口僧。祈ら錢不レ用之由ヲ。又有驗寺々如レ此。二年七月二十三日の條は。仁王會請僧三百六十口布施。日別信乃布三段。錢貨不レ用とあり。又本朝世紀を按するに。寛和二年六月十六日。被レ定下可レ被レ奉二遣臨時奉幣。竝諸陵使等一事上。是則從二去年九月中一至二于今二一切世俗錢不レ用。交關之間不通。人民無レ不二咩歎一。因レ兹作錢如レ例。爲下令レ用神明可中レ被二祈禱一上也。乃附二陰陽助秦忠茂一。令レ擇二申日時勘文一。但諸社奉幣使來二十三日。諸陵使二十七日。又諸卿一處被二會集一相共可レ被レ祈二禱錢之事一。至二七月一日一勘申畢とあり。寛和二年四月二十九日。京中物價沽賣の法を定む。○後鳥羽天皇建久三年十二月二十日。相模國吉川莊の年貢。染衣九切代百文(各二十文)。上品八丈絹六疋代百二十文(各二十文。八丈絹とは八丈ある絹を云ふ也。八丈島より織出す絹に非す。混するを勿れ)。藍摺准布三十端代六十文。紺布無文二端代三文。牽駄二疋代四十二文。持者七人代五十二文。○建久四年十月。鎌倉にて炭一駄錢百文。薪一駄三十束同百文。榧木一駄八束同五十文。糠一駄五十文。」○土御門天皇の時。白米一斛の價銀二匁。○後堀河天皇寛喜二年六月二十四日。米價を斛一貫文に定む。○建長五年九月十一日。賣直を定め。以て高直を防ぐ。炭一駄代百文。薪三十束(三把別)百文。萱木一駄(八束)五十文。藁一駄(八束)五十文。糠一駄(俵一文)。代五十文。米一石銀五匁位。即五百文位。○後醍醐天皇元亨元年(大日本史に二年に作る)。夏大に旱す。是歲錢三百文を以て。粟一斗を償ふ(粟とは蓋し米の字穀ある者にして。所謂籾米也。禾には非さる可し)。建武元年正月大内を營造し。安藝。周防の租賦を以て其の料貲に充て。又諸國地頭の所入二十分の一を徴し。始めて楮幣を行ふ。建武年間米千二百餘斛を。黃金百兩に買ふ。是御世白米一斛の價銀三匁。○後小松天皇應永十八年八月二日。明國船相模三浦に漂着す。永樂錢百萬貫を載す。取りて我國用に充つ。爾來永樂錢を通用し。關東に於ては他錢を鐚と稱して。皆關西に送る。故に鐚錢を京錢と稱す。四五錢を以て永樂錢一に當つ。○後花園天皇寛正五年。足利義政奢侈を好みて國用足らず。使を明國に遣し。辭を卑くして錢を請ふ。○後土御門天皇文明七年。亦義政使を明國に遣し錢を請ふ。十五年亦義政使を遣し之れを請ふ。其の書の畧に曰く。抑々斃邑久しく焚蕩の餘を承け。銅錢地を掃ひて盡き。官庫空虛す。何を以て民を利せん。今使者を差して入朝し。求むる所此に在るのみ。聖恩廣大願はくば一十萬貫を得て。以て其の求むる所に滿てば。則はち賜もの爲より大なるは莫しと。文明年間白米一斛の價銀六匁三分。木綿一疋の價銀一匁三分。○後奈良天皇天文九年。米一斛の直銀六匁三分五厘。木綿一疋一匁六分七厘。同十二月。小松木綿一疋一匁六分。弘治三年五月二十三日より八月九日に至り。天下大に旱す。是歲金一兩を以て米五斗を償ふ。○後陽成天皇天正十五年。豐臣秀吉政權を執り新錢を鑄る。文に天正通寶と曰ふ。十六年。大判小判の金幣を造る。是れを天正十六年判と稱す。是れより先き天正十三年の秋。金五千枚。銀三萬枚の稱あり。既に大小判。丁銀等ある必せり。文祿元年新錢を鑄る。文に文祿通寶と曰ふ。慶長四年四月十五日。米一斛の直銀十匁。金十匁に米四

フツカ

十二三俵(四斗入)。是歳始めて一分判を造る。六年是歳以來伊豆。佐渡。石見等の國より。金銀を出すこと年々に夥しく。八年德川家康政權を執り。大判。小判。一分判。丁銀。豆板銀等を製造す。駿河判。江戸判等の稱あり。皆造る所の地名を以て稱す。是を慶長金銀と曰ふ。九年正月。鐚錢四を以て永樂錢一に換ふ。十一年新錢を鑄る。文に慶長通寶と曰ふ。十三年十二月。永樂錢を停む。○後水尾天皇慶長元和の間。白米一斛の直銀十二匁。元和三年。大阪三鄕の年貢。米一斛を以て銀十六匁に當つ。是時公用人夫一人の賃錢二分。白米にては一升七八合を給す。四年。大阪市中にて表口四間。奥行十五間の地所建家共。代銀四十五匁に買得せし者ありと云。○明正天皇寬永八年十月。白米一升六合五勺銀一匁。九年。黃金一兩銀六十六匁。寬永十年。彥根小物成銀納。薪十束を銀一匁に。綿百目を銀九匁に。茶一斤を銀一匁に。炭十俵を銀四匁に定む。十三年六月朔。新錢を鑄る。文に寬永通寶と曰ふ。十六年二月二十日。女帷子十一端の染代銀合て二十五匁三分。十九年。米一石の直銀二十匁。寬永の末。木綿一疋六百文。○後光明天皇。慶安。承應の間。白米一斛の價慶長金一兩。承應二年春。米四十俵伊勢にて金十兩。同秋。四十六七俵同上十兩。同三年秋。三十八九俵同上十兩。同冬。四十三俵同上十兩。○後西院天皇萬治二年。米價沸騰一石の直銀六十匁。寬文元年。越前福井藩主松平忠昌。幕府の允准を經て。紙幣を其部内に行ふ。爾來各藩及び旗下の士の采地ある者之に傚ひ。紙幣を其部内に行ふ者。幕府の世を終ふるに至り。凡そ二百十三家。十三類。千三百十三種に及ぶ。二年米一石の直銀四十匁。○靈元天皇寬文八年。京師大佛の銅像を鎔解して新錢を鑄る。文は舊に仍り寬永通寶と曰ひ。背に文の字を款す。所謂文錢是也。延寶三年春天下大に飢う。慶長亂後比歳豐稔。京師米斛ごとに價率ね銀十八匁以上。二十四五匁に過ぎず。既にして漸次踊貴し。平價四十匁に下らず。是に至りて斛ごとに銀百三四十匁に至る。八年。米一石の直銀五十四匁餘。○東山天皇元祿元年夏。米一石の直銀五十六匁餘。元祿中。木綿一匹一貫二百文。元祿十三年春。肥後米五斗七升。庄內六斗五升。十四年夏。尾張米五斗七升。庄內六斗一升。繰綿百兩位。水油二十三兩位。眞油九兩一分位。○同年中。木綿一匹一貫二百文。秋に至り五十四匁。八年九月色幣を造る。初め慶長年中造る所の金銀は皆純也。是に於て之を改造し。金に和するに銅銀を以てし。銀に和するに銅錫を以てし。皆原質に半す。其形及び重さ。皆故の如し。款文に元と曰ふ。所謂元字金銀乃是也。是時に當り。德川綱吉政を執り。奢侈遊興。府藏殆んど空しく。用度足らず。遂に色幣を行ふ。十年六月小方金を造る。形故の方金の如く。而して重さ之に半也。款文に二朱と曰ふ。朱は銖の省文也。既にして又銅錢を鑄る。銅に和するに鉛錫を以てし。及び陶器を搗敗して末と爲し。以て之を糅ふ。文は舊に仍り寬永通寶と曰ふ。形小也。舊錢と竝行す。十二年冬關東飢う。米一斗の直小判一兩。十三年。六斗の直小判一兩一石の價銀にして五十六匁七分以上。寶永三年七月。更に銀幣を造りて。元祿銀を廢す。凡そ三たび改造す。改むる每に益ゝ加ふるに他物を以てす。款文に寶と曰ふ。二寶三寶四寶あり。四寶に至りては。原銀の存する者四の一。徃きに元祿の新幣は。只だ色薄くして光りなきのみ。是に至りて其色黑黯鉛の如く。且つ赤鏽を生ずと云ふ。幕府之を行ふに。故直を以てすと雖も。民間には則ち五の一を以て之を行ふ。四年秋。米一石の直銀六十五匁。五年五月。大錢を鑄る。其錢たるや徑り一寸二分。量目二匁七分。文に寶永通寶と曰ふ。背廓に四圓凹あり。內に永久世用の四字を款す。一を以て寬永錢十に直つ。民甚だ便とせず。商賈取らず。幕府命じて大錢を便とせざる者は罪に抵す。商賈の取らざる者は。人々官に告ぐるを得せしむ。三令五申するに。民愈ゝ益ゝ便とせず。亦敢て告ぐる者莫く。錢益ゝ行はれず(按するに十文錢の行はれざる。其製の粗惡なるは無論と雖も。文久錢に比すれば遙かに勝る。當時日用物品の十文に當る者稀少なる。以て物價の賤きを徵するに足る)。初め元祿以來。諸藩漸く貧しく。國用足らず給を商賈に仰ぐ者。啻に小藩のみならず。是に至りて。私に楮幣を造り。以て國用を足す者十の六七。幕府も亦問はず。是歲九月。米一石の直銀三十三匁餘。六年正月十日。德川綱吉薨じ。十一日其嗣家宣命して寶永大錢を止む。寶永二年。豐前米九斗九升。秋田米一石一斗。三年夏。尾張米八斗五升。津輕米一石七八升。同冬。豐前米七斗。莊內米七斗五升。五年。肥後米六斗五升。相馬米七斗一升。六年春。白川米七斗八升。相馬米七斗九升。七年春。豐前米八斗八升。岩付米九斗六升。○中御門天皇寶永七年冬新幣を行ふ。初め寶永年中造る所の惡幣を改鑄し。其金幣は雜色を去りて之を純にし。小判及び方金。形は故の如くして薄小。款文に乾と曰ふ。世に之を乾字金と稱す。小方金を止む。大判は未だ改るに及ばず。其銀幣は。雜色を去りて之を純にして。一に慶長の舊の如くす。故に款文無し。而して皆元祿の惡幣と竝行す。乾金と元金と同直。銀は新幣の一を以て。寶銀の二三四に直つ。令下るや民其乾金は久からずして慶長の舊に復し。復する時は。乾金二を以て慶長の一に直つるを知り。稍ゝ新幣を賤しみて。以て不便とす。乃ち物價漸々貴し。正德三年五月より米價騰貴し。一斛の直四寶銀の百七十五匁に當る。正德三年。豐前米六斗五升。相馬米七斗

一升。○正德四年九月。錢七百文金一分に當り。上酒三斗六升入一樽二兩。醬油七升入一樽六百文なり。正德。享保の間。錢百文を以て白米一升七八合を買ふ。享保三年閏十月二十八日。乾字金を止む。是時に當り德川吉宗政を執る。九年七月。幕府民間に令して。婦衣を作るに縑價は銀三百匁に。染價は銀百五十匁に踰ゆるを禁す(按するに寬永十六年二月二十日。女帷子十一端の染代銀。合て二十五匁三分とあるは。井伊直孝の手書中にある語にして。女は直孝の女也。時に直孝祿三十萬石。身幕府の大老職たり。其女の帷子一端の染代銀二匁三分。世の相距ること八十六年。其奢侈に移り。且つ物價の騰貴する以て徵すべし)。十年十二月朔。大判を改鑄す。雜色を去り之を純にし。慶長の舊に復す。之を享保金と稱す。享保中。金一兩は錢四貫八百文乃至五貫文にして。享保十五年。燈油五合錢百文。白豆四升二合百文。白木綿一反三百文。霜降木綿四百文。上醬油一樽四百四十八文。上上白麴一升二百文。上酒五升四百四十文。享保十六年。秩父絹二疋二朱と四百文。同れり代百五十文。同十九年。飯田町より赤羽根迄かご七十四文。大まくろ片身三百二十四文。大工一人一匁八分。酒一樽二分と二匁。同二十年四月十一日。池田上酒五升四百五十六文。白砂糖半斤五十二文。享保中。豆腐一挺十二文(天保度のより一寸形大なり)。十五年夏。去享保七年以來。比歲登稔。穀價年々に低下し。米一斗の直。銀三匁四分餘。糴米一斛六斗五升を小判一兩に直つ。十六年四月穀價益々低下し。京師斛每に銀二十六匁。○櫻町天皇元文元年五月十二日。金銀二幣を改造す。款文に文と曰ふ。故に之れを文字金銀と稱す。六月新幣を行ふ。直皆舊の如し。是歲尙ほ小判一を以て。米一斛五斗に貿ふ。延享元年十月。尾張より白山迄かご賃百文。同二年。醬油一樽四百四十四文。寶曆頃より天保まで。栄一把錢三文。蛤一升錢六文。元文以來延享年間。錢百文を以て。白米三升五合を買ふ。○後櫻町天皇明和二年七月四日。方銀を造る。五匁と曰ふ。三を以て一方金に換ふ。乃ち十二を以て小判一に直つ。民甚た便とせず。五年五月朔。眞鍮錢を鑄る。文は仍ほ寬永通寶と曰ふ。背に波浪の形を圖す。徑り一寸。秤量一匁五分許。一以て小錢の四に當つ。世に四文錢と稱す。舊錢と竝行す。初め寬永通寶の錢を鑄る。是れより冶鑄相繼ぐ。然れとも。始めて鑄る所に比すれば較々薄小。享保の末に至りて。鐵錢を鑄る。製作粗惡。文字昏昧。以後復銅錢を鑄す。而るに鐵も亦大半鉛砂を雜ふ。故に手に隨ひて破碎し。或は火災の焚く所と爲り。或は水中に沒す。明和の初に至り。海內見行錢殆も鮮し。是を以て錢貴きを極れり。一方金の直錢一貫文なるを能はず。是に於て之を行ふ。歲々に之を鑄て數百萬緡。是に由て錢稍賤く。安永。天明の間に及び。一方金の直一貫五六百文に至る。是に於て錢賤く物貴し。初め四文錢の行るゝや。當時の物價率れ三文五文を以てする者多く。民間大に不便とす。時に錢百文を以て白米三升を買ふ。青菜一把の直錢三文。蛤一升の直六文と云ふ。○後桃園天皇安永元年九月。純銀を以て方銀を造り。八片を以て小判一に換ふ。是れを二朱銀と稱す。秤量二匁七分。文字金銀と竝行す。○光格天皇天明三年。東國大に飢う。米四斗の直小判一兩。或は錢二貫文を以て一斗を買ふに至る。三四月の際白米一斛の直銀百三十匁。初め寶曆。明和の間米價賤く。酒價も亦賤し。其瀞き者は斗酒の直銀四五匁。是に至りて米價騰貴し。斗酒の直銀二十五六匁。醇酒は三十匁以上。五十匁に至る。四年夏。米一斛の直銀百三四十匁以上。幕府倉廩を發きて七十匁に糶す。八九月の間白米一斛の直銀百八十匁。是歲より始めて五年間。陸奧仙臺藩主伊達重村。幕府の允准を經て。方鐵錢を鑄て。之を其部內に行ふ。文に仙臺通寶と曰ふ。五年三四月の交。白米一斛の直銀二百三十匁に至る。七年京師米一斛の直銀二百五十匁。江戶は金一兩に白米一斗八九升より。一斗五六升に至る。又銀五百匁に米一斛を買ふと云ふ。彥根は四斗俵一苞の直錢六貫八百文。天明三年夏。布一端(二丈六尺)二十匁より三十匁。錢十文に付白米五六合。天明四年。金一兩に付白米五斗より四斗。錢百文にて茄子三つとは飢饉の甚しきなり。文化八年大に年あり。京師米斛每に銀四十匁。○仁孝天皇文政元年六月十日。八朱判を造る。文に二分と曰ふ。款文に文と曰ふ。秤量一匁七分五厘。二を以て小判一に換ふ。二年五月。元字小判一分判を改造す。款するに草書の文の字を以てして文字金に分つ。小判は秤量三匁五分。一分判は八分七厘五毛。九月頻年登稔。京師米一斛の直銀三十匁。三年七月十八日。銀幣を改造し。草書の文の字を以て款す。七年二月二十日。二朱銀を造る。七月二日。一朱金を造る。文化。文政の頃。酒一樽金一兩二分より三分二朱位。四方瀧水一升代三匁。けんびし一升二百八十文。目下一尺五寸位の初かつほ(末になれは二百五十文位)金百疋。天保三年十月三日。二朱金を造る。初め元祿年中始めて之を造る。尋て廢す。是に至りて復之を造る。秤量四分。四年一朱金を廢す。八九月の交。白米一斛の直銀百五十匁。五年八九月の際。百八十匁。六年十月朔。楕形の大錢を鑄る。文に天保通寶と曰ふ。背文に當百と曰ふ。一以て小錢百に當つ。世に之を百文錢と稱す。尋て又新鐵錢を鑄る。文は舊に仍り寬永通寶と曰ふ。七年天下大に飢う。九十月の交白米一斛の直銀二百匁。八年春京師米一斗の直錢四貫文。春以

フツカ

來白米一斛の直銀三百五十匁。夏幕府張紙金五十兩。張紙とは廩米四十斛を標示する所以也(下出る皆同し)。六七月の際。白米一斛の直銀三百八十匁。秋張紙金四十三兩。十月朔。二分判を廢し。五兩判を造る。款文に保と曰ふ。十二月朔。一分銀を造る。四縁に櫻花を圖す。故に世に小櫻銀と稱す。是歲年あり猶ほ貴し。季冬に至りて始めて低下す。九年二月。文字諸銀幣を改造し。款文に保と曰ふ。春張紙金四十兩。夏三十八兩。九十月の交白米一斛の直銀二百五十匁。冬張紙金四十一兩。十年春。四十一兩。五月二十八日。京畿金位低下し。物價騰貴するを以て。令して金一兩を銀六十匁に直てしむ。夏張紙金三十八兩。冬三十七兩。十一年冬三十八兩。十二年春三十六兩。夏三十八兩。冬四十二兩。天保十二年四月。湯錢六文。結髮三十二文。十三年春四十二兩。五月十一日。幕府令して物價を減ぜしむ。二十二日又小兒翫弄物の價。銀は一匁に。錢は百文に踰るを禁ず。八月五日金一兩を錢六貫五百文に定む。連に錢直低下するを以て也。六日草字二分判。二朱銀。一朱銀等を停む。冬張紙金三十六兩。十四年春三十六兩。夏四十兩。冬四十一兩。天保頃落雁。煎餅一文。今坂四文。團子一文。大ふく四文。そば十六文。後に十五文。弘化元年春三十六兩。夏四十兩。冬四十一兩。二年春夏四十二兩。冬四十三兩。〇孝明天皇弘化三年春。張紙金四十三兩。夏四十四兩。冬四十一兩。四年春四十兩。夏冬四十一兩。嘉永元年春夏四十兩。秋三十八兩。二年春三十八兩。五六月の交白米一斛の直銀百八十匁。夏張紙金三十七兩。秋四十兩。十二月二十四日。錢拂底を以て幕府令して。金一兩六貫五百文の定價に拘らず。假りに時直に從はしむ。三年春張紙金四十一兩。夏四十三兩。五六月の交白米一斛の直銀百三十匁。秋張紙金四十三兩。十月京師米斗每に直錢二貫三百文。四年春張紙金四十三兩。八月米價漸々低下し。斗每に直錢一貫四百文。冬張紙金四十兩。五年春秋三十九兩。六年春夏秋四十一兩。安政元年正月二十四日。一朱銀を造る。文に一朱と曰ふ。十六を以て金一兩に直つ。量目五分。春張紙金四十一兩。夏秋四十兩。十月五兩判をとゞむ。二年春夏張紙金四十兩。秋三十九兩。十一月。幕府令して古金銀の價額を增し。慶長金及武藏判百兩を二百七兩に。元祿金百兩を百四十三兩に。乾字金百兩を二百十三兩に。元文金百兩を百二十兩に。文政金及び眞字草字二分判百兩を百四兩二分に。元文銀十貫匁を十三貫九百三十匁に。文政銀十貫匁を十貫六百九十匁に。古二朱銀百兩を百十八兩に。新二朱銀百兩を百一兩に交換せしむ。三年春張紙金三十九兩。六月二十八日二分判を造る。二を以て金一兩に直つ。夏張紙金三十九兩。秋四十四兩。四年春四十兩。閏五月七日小鐵錢を鑄る。文に箱館通寶と曰ふ。箱館。蝦夷。松前に行ふ。夏張紙金四十一兩。五年春四十一兩。二月江戶錢百文を以て米六合二勺を買ふ。七月に至り五合と云ふ。八九月の交白米一斛の直銀百二十匁。秋張紙金四十兩。六年六月朔。小判。一分判。二朱銀を改造す。二朱銀は八を以て金一兩に直つ。秤量三匁五分。其製造麁悪尤も甚しく。青鏽を帶ぶ。民之を便とせず。又保字小判一を新金の一兩一分に。保字一分判を一分一朱に直つ。又外國金銀貨は其量目に隨ひ。我通貨と竝行を令す。是月幕府又令して。古金の直を增し。慶長金武藏判百兩を新金二百五十八兩に。元祿金百兩を百七十八兩に。乾字金百兩を百三十五兩に。享保金百兩を二百六十六兩に。元文金百兩を百五十兩に。眞字二分判文政金百兩を百三十兩に。草字二分判百兩を百二十三兩に。五兩判百兩を百五兩に交換せしむ。十二月二十七日。洋銀を以て一分判を造り。舊一分銀と竝行す。二十八日。外國銀貨一個の量目七匁以上の者は我一分銀三に准ずるを令す。萬延元年二月朔。幕府令して金幣の直を改む。保字小判を三兩一分二朱に。保字一分判を三分一朱に。正字小判を二兩二分三朱に。正字一分判を二分三朱に當つ。正字は蓋し安政の政字の省文。四月十四日。大判小判二分判一分判二朱金を改造す。舊に比すれば皆小なり。世に是を姬小判と稱す。大判一を以て二十五兩に當つ。金一兩は舊に仍り銀六十匁に當つ。昔は大小判錠銀碎銀等多く行はる。文政中猶ほ然り。天保改造の後行はるゝ者舊時の十が二。幾くも無く漸次世に小判を見ること希也。是に至りて改造の名ありと雖も。其形を見ること莫し。又古金の價額を增定す。慶長金武藏判百兩を新金五百四十八兩に。元祿金百兩を三百七十八兩に。乾字金百兩を三百四十七兩に。享保金百兩を五百六十五兩に。元文金百兩を三百六十二兩に。眞字二分判文政金百兩を三百四十二兩に。草字二分判百兩を三百十三兩に。五兩判百兩を二百七十三兩に交換せしむ。十二月十七日。鐵大錢を鑄る。文は舊に仍り寬永通寶と曰ふ。背面に波浪の形を圖す。一以て銅錢の四に當て銅錢と竝行す。文久元年十二月。幕府物價低下を令す。二年九月。白米一斛の直銀百七十六匁。三年二月。銅大錢を鑄る。徑り九分。秤量一分。文に文久永寶と曰ふ。背面に波浪の形を圖す。一以て小錢の四に當つ。其製麁惡尤も甚し。舊錢と竝行す。是月白米一斛の直銀二百二十匁。九月二百十匁。十。十一月の交二百三十一匁。十二月二百五匁。元治元年三月百九十八匁。四月天保二朱金の價額を增し。百兩を百三十兩に交換するを令す。五月白米一斛の直銀二百匁より二百十匁に至る。慶應元年閏五月銅錢自然の時價に從ひて。增額の令を布き。古四文錢を十二

フツカ

フツカ

文に。文久錢を八文に。文錢を六文に。銅錢を四文に當つ。是月白米一斛の直銀二百九十二匁。江戸は一斗の直金一兩と云ふ。六月一斗の直錢六貫六百文。是月より九月に至り。白米一斛の直銀二百九十六匁以上四百六十匁以下。十月より十一月に至り。五百四十匁以上。五百七十匁以下。百物工錢も亦之に稱ふ。十二月白米一斛の直銀五百十五匁。二年二三月の交。五百五十匁以上五百六十五匁以下。三月美濃大垣飢民群起して。城門に詣りて救濟を乞ふ。仍て糶して之を賑はす。時の價は一斛錢六十六貫文也。糶は升別に四百文。四月物價益〻騰貴し。是に至りて。米斛ごとに直銀一貫匁。五月。幕府糶して京師の飢民を賑はす。時の價は一斗錢七貫二百文。一貫文に糶す。飢て錢なきは米三升に錢三百文を加へて之を與ふ。遂に大に米二合價百文の契を散して。日々に之を賑はす。六月。幕府倉廩を發きて糶し。京師の飢民を賑はす。時價は一斗錢八貫七百文。糶は五貫文也。七月。幕府京師の町奉行。諸大商に諭して金穀を出さしめ以て飢民を賑恤し。或は糶す。其價は五合錢二百五十文也。是月白米一斛の直銀九百七十六匁より一貫匁に至る。八月一貫四百五十匁以上。黑米は一貫三百匁。糶を止めて粥を作りて之を與ふ。明年三月に至りて止む。十一月。外國の米舶來る。支那印度の米もあり。斛の價錢七八十貫文。其價は頗る賤しと雖も。質味は甚だ劣る。大豆も來る。外穀の來る者此を始めとす。是歳春來物價騰貴を以て。諸國窮民群起し。豪農富商に詣りて。金穀を掠奪し。家屋を毀損する者枚擧に遑あらず。慶應三年三四月の交物價益〻騰貴し。是に至りて白米一斛の直銀一貫二百匁以上一貫五百匁以下。玄米は一貫三百五十匁。是時に當り金一兩は銀九十六匁以上。百匁餘に直る。八月幕府假に金鈔を行ふを命す。遂に果さず。十月十四日徳川慶喜上表して。政權を奉還せんと請ふ。十五日之を允す。十二月十四日太政復古を布告す。是冬京師金一兩は錢十二貫八百文。大阪は銀百八十匁前後と云ふ。明治元年正月二十三日。紙幣三百萬兩製造の議を決し。其準備金を京都。大阪の豪商に課す。二月二十三日。金銀舊貨を以て。姑らく新貨と竝行せしむ。三月令して銅錢一を以て鐚錢の六に直てしむ。閏四月十四日。新舊金銀貨及び銅鐵錢の價位を定む。慶長判。武藏判百兩を九百五兩一分二朱に。乾字金百兩を四百七十五兩二分に。元祿金百兩を六百三十五兩三朱に。享保金百兩を九百三十兩一分二朱に。古文字金百兩を五百二十八兩二分二朱に。眞字二分判文政金百兩を四百六十兩に。一朱金百兩を二百二十七兩一分三朱に。草字二分判百兩を四百四兩二分に。古二朱金百兩を二百六十兩三朱に。五兩判百兩を三百四十二兩一分二朱に。保字金百兩を三百九十六兩二分一朱に。正字金百兩を三百十七兩一分に。安政二分判百兩を百六十一兩三朱に。元祿大判一を六十一兩一分三朱に。慶長。享保大判一を七十八兩一分に。新大判一を二十六兩二分一朱に。寛永淸錢即ち十二文錢を二十四文に(四を以て天保百文錢一に當つ)。寛永銅錢即ち六文錢を十二文に(八を以て天保百文錢一に當つ)。文久銅錢即ち八文錢を十文に(六を以て天保百文錢一に當つ)交換せしむ。十九日に紙幣を製し。通行十三年を限るを布告す。五月九日丁銀。豆板銀の通行を停め。仍て銀量を以て金銀の價位を立つるを禁じ。新貨を鑄造して。之を兌換するを布告す。是時金一兩を錢十貫文に定む。是より先き舊幕府の時。錢九十六文を以て百文とす。是に至りて百の實數に復す。十五日新紙幣十兩。五兩。一兩。一分。一朱の五種を發行す。二十七日二分金一分銀を增鑄す。六月八日。外國人の請を許し。洋銀を以て。我一分銀を改鑄す。因て其價格を定め。洋銀百枚を以て。一分銀二百九十三枚に兌換す。二十日。私に金銀貨紙幣價位の差等を立つるを禁す。七月十日各國領事に諭して。其國人の我新造紙幣を有する者物品を買ふを許し。金銀貨に換ふるを許さず。二十五日。令して丁銀。豆板銀を官に納めしめ。其紙幣に交換せんと請ふ者は。之を許す。新貨未だ成らざるを以て也。八月十三日。米價騰貴を以て。本年諸國釀酒の三分の一を減ぜしむ。九月二十七日。金銀貨紙幣價位の差等を立つるを申禁す。十月七日令して紙幣通行を障礙する者を搜捕せしむ。十日古金銀を藏する者は。之を金銀兩座及び商法會所に納れて。通貨に兌換せしむ。二十三日府藩縣に令し。私に錢價を高低するを禁ぜしむ。二年二月二日。金銀楮幣包座を東京に置き。贋造貨幣を檢査せしむ。三日府藩縣の貢税金假りに紙幣百二十兩を以て。金貨百兩に抵て。人民の私に價位を立つるを禁ず。五日精金を以て新貨を鑄造し。銖錙允當。舊貨濫惡の弊を洗除するを令す。又紙幣五千萬兩を增製するを布告す(五月二十八日に至り增製を止む)。三月十二日總きに通用を停むる銀貨を以て。私に金錢の價位を立つるを申禁す。十八日文久十六文錢の定價を障礙する者は罪に處するを令す。四月八日。六官及び府藩縣に令し。紙幣を以て金銀と兌換使用して。其の減價の弊を生ずると勿らしむ。二十九日。紙幣の價位百二十兩を金貨百兩に抵るを廢し。金貨と同一ならしむ。是月米一斛の直金十兩二分一朱以上。五月十六日諸藩に令し。商會を大阪及び開港場に開き。物品を權買し。商業を妨害すると勿らしむ。二十八日紙幣增製を止め。其器械を焚毀し。新貨を鑄造し。紙幣に交換するの期限を定め(本年冬より壬申に迄る限內。兌換して。猶ほ殘餘の紙幣を有する者は。一月

五朱の息を與ふ)。紙幣通行十三年の制を廢す。又金銀貨紙幣の兌換に。私利(所謂打を取る者)を收むる者を罰し。貨幣を贋造し。若しくは賣買するを嚴禁し。情を知る者は告訴せしむ。六月六日。紙幣都府に集り。金銀貨四方に散するを以て。府藩縣(三府及豐崎。兵庫。堺三縣を除く)の石高に準據して。紙幣を下付し(一萬石に二千五百兩。奈良府。大津縣は半額を減ず)。金銀貨を換納せしむ。七月米一斛の直金十一兩以下。十月十八日。當百錢を增鑄して。以て北海道の用に供す。二十九日。贋金兌換の制を建つ。銀質鍍金の者百兩を以て紙幣三十兩に抵て。本年十二月を限りて兌換す。十一月十二日。諸藩に令し無用の銅礮を納れしめ。以て新銅貨鑄造の料に充つ(其價を給す。明年五月に至り此令を停む)。是月。新貨鑄造を以て。金銀銅を大藏省に權買し。人民の自由賣買を禁ず。十二月五日。各藩の楮幣。舊幕府許可の數に踰ゆるを嚴禁す。從來製造の數を錄上せしめ。維新後府縣の私製に係る者は。其通用を禁ず。三年三月二日。府藩縣に令し。贋金兌換の期に後るゝ者を檢覈し。特に其兌換を許す。四月二十九日。各藩の貨幣を私鑄する。國家多故の際。一時の權宜に係るを以て。特に令して去年箱館平定以前に在る者は。一切其罪を問はず。七月十三日。假りに時價を以て。錢貨を通用するを許す。民間錢多く貨格低下するを以て也。但し貨格騰貴するも。定價十貫文に過ぐるを得ず。九月十日。藩制を釐革し。石高に應じ分て大中小の三等と爲す。其石高は去る元治元年甲子より。明治元年戊辰に至る。五年平均を以て算し。雜稅金は八兩を以て。米一石と爲し。錢は十貫文を以て。金一兩に算せしむ。十月十四日東京府下爲替會社證券。十二月を限りて兌換せしむ(十二月に至り。其期を延て明年三月を限る。但し使用は本年を限る)。十一月八日。府縣に令し凡そ賞與は金は五兩。米は二苞以內は專裁を許す(按するに米一苞は四斗にして。二苞は八斗也。當時八斗の價。金五兩前後なるを徵すべし)。是歲米一斛の直金十兩前後の間に昇降す。四年正月二十五日贋金兌換の期。既に過ぐるを以て檢査を乞ひ。若しくは租稅に供する者あれば。打印して之を下付し。金銀本質の價位に照して。假りに通用せしむ(明年二月に至り。裁斷して賣買するを許す)。四月四日。申れて府藩縣に令し。私に紙幣を製造するを禁ず。又各地方商會の妄りに金券等を發行し。及び諸藩の米票(藏米切手)を製するを禁ず。五月十八日。三陸私定の錢價十一貫文を以て。金一兩に抵つるを禁ず。是月新貨を鑄造し。金貨を本位と爲し。銀貨を定位と爲し。別に一圓銀貨を製し。貿易の用に充つるを告諭し。新古金銀。外國貨幣等。改鑄交換の制を立て。六月十六日より施行す。六月八日。

各地方停廢の紙幣(明治元年後私に製造する者。二年十二月廢止)。往々通用する者あり。是日令して之を禁止す。二十七日。紙幣の爛毀する者は官に請ひて兌換し。其擦汚するも字形印識を存する者は。仍ほ之を使用せしむ。七月十四日。廢藩置縣。是日舊藩紙幣本日の現價に據り。漸次貨幣に兌換するを布告す。十八日。金銀銅國內賣買を許す。八月十八日。舊藩の紙幣製造器械。及び剩餘の料紙を收む。十月十二日。三井商會の證券。十圓。五圓。一圓の三種。三百萬圓を限りて發行し。海關稅を除くの外。貨幣と同じく通用せしむ。十一月十日。新貨紙幣の兌換に。價位等差を立つるを禁ず。是月造幣寮の古金銀預證券。五圓。十圓。二十圓。五十圓の四種を發行し。其交付規則を頒つ(十二月十五日より施行す)。十二月十九日。舊銅貨の價位を定む。天保錢十枚を八錢に。寬永青波錢十枚を二錢に。文久錢十枚を一錢五厘に。寬永耳白錢十枚を一錢と爲す。二十日。舊藩紙幣(錢札)。姑らく銅貨の價位に照準して通用せしむ。因て其比較表を頒つ。二十四日。舊諸藩所用の紙幣製造器械料紙等を。東京深川洲崎に燒燬す。二十七日。新紙幣百圓。五十圓。二十圓。十圓。五圓。二圓。一圓。五十錢。二十錢。十錢。五錢。凡そ十一種を製し。以て舊製太政官。民部省及び舊藩紙幣に兌換するを布告す(明年二月十五日より。一圓。五十錢。二十錢。十錢を發行す)。是歲米一斛の直金三圓七十五錢より四圓三十錢の間に昇降す。五年二月五日。一圓金貨の圖象を改定す(龍文を一圓の文字と爲す。二月に至り五錢銀貨も亦た同じ)。十五日。一圓。五十錢。二十錢。十錢四種の新紙幣を發行す。三月十日。太政官民部省製造の舊紙幣を。東京八代洲河岸に燒燬す。六月二十五日。十圓。五圓。二圓。三種の新紙幣を發行す。七月二十三日。姦商の舊藩紙幣を賤買するを嚴禁し。其新紙幣五錢以上に當る者は新紙幣を以て兌換し。五錢以下に當る者は。大藏省の比較價位を印記して之を通用せしむ。十一月十四日。金銀貨の寸法を更定す。金貨十圓は徑り一毛を。五圓は六厘七毛を。二圓は一厘七毛を。一圓は四厘六毛を減じ。秤量は舊に仍る。銀貨五十錢は徑り二厘を減じ。秤量二分五厘八毛七絲五忽を增し。二十錢は徑り三厘を減じ。秤量一分零三毛五絲を。十錢は秤量五厘一毛七絲五忽を。五錢は二厘五毛八絲七忽五微を增す。是歲米一斛の直金二圓九十錢より。三圓六十錢の間に昇降す。六年二月十日。定位銀貨五十錢。二十錢。十錢。五錢の量を增加し。其圖式を改定し。日章を改めて各種數目の文字と爲す。五月二十日。大藏省及び開拓使の正金兌換證。五十錢。二十錢。十錢三種の通用。本年十二月を以て限と爲す。三十一日。各國設置の公使領事館支費及び駐劄官吏の俸給。留

學生の學資等洋銀を以て支給せし者。改めて新貨を用ひ。金百圓を洋銀百弗に抵つ。八月二十日。第一國立銀行の紙幣。二十圓。十圓。五圓。二圓。一圓の五種を發行するを布告し。金貨と同一に使用せしむ。但し海關税及公債證書の利子に使用するを得ず。爾後國立銀行紙幣發行を許す者陸續多し。皆記さず。二十九日。新に二錢銅貨を鑄造し。且つ一錢以下の圖象を改む。九月二十日。家祿。賞祿。折算して金を給する者は。本管地方貢米の均價を用ひしむ。十月各種紙幣。太政官。民部省。新札兌換損札。開拓使證券。大藏省證券。舊藩札。舊洋銀札を。東京佐久間町河岸に燒燬し。衆庶をして縱觀せしむ。是歳米一斛の直金三圓より五圓の間に昇降す。七年一月。是より先き大藏省官吏を派遣し。各地方に就きて。舊藩縣及び舊幕旗下製造の紙幣を燒燬せしむ。是に至りて其全數を布告す(六年三月より本月に至り。紙幣總計四億一千七十二萬二千四百八十四枚。金一千七百五十四萬六千四百二圓四十八錢七厘に抵る)。二月二十二日。洋銀の昂低に因り。內貨の平準を失ふを以て。各廳の自ら洋銀を買ふを止め。大藏省をして其兌換を掌らしむ。三月十七日。銅錢輸出の禁を解く。二十日。貿易銀貨の圖象を改め。日章を一圓の文字と爲す。二十二日。新銅貨を疑ふ者あるを以て。其舊銅貨品位去る明治四年定むる所と。差異なきを告諭す。四月十七日。凡そ輸納米。貨幣の品色を登記せしむ。五月二十九日。米粟輸出の禁を布く(八月一日より施行す)。七月米一斛の直金三圓九十八錢。即ち滋賀縣彥根士族に給する家祿の均價也。九月五日。舊貨幣價格比較表を更定し。明年十二月を限り新貨に兌換せしむ。但兌換中以て貢租等に充るを許し。民間の通用を停む。慶長小判。武藏小判一個を各十圓六錢四厘二毛に。其一分判一個を各二圓五十一錢六厘に。元祿小判一個を六圓八十六錢五厘七毛に。其一分判一個を一圓七十一錢六厘四毛に。其二朱判を八十五錢八厘二毛に。乾字小判一個を五圓十五錢六厘五毛に。其一分判一個を一圓二十八錢九厘一毛に。享保小判一個を十圓十一錢五厘六毛に。其一分判一個を二圓五十二錢八厘九毛に。元文眞字小判一個を五圓七十五錢八厘九毛に。其一分判一個を一圓四十三錢九厘七毛に。文政眞字二分判一個を二圓五十二錢三厘六毛に。文政草字小判一個を五圓二錢九厘二毛に。其一分判一個を一圓二十五錢七厘三毛に。一朱金一個を十六錢一毛に。文政草字二分判一個を　圓二十二錢二厘七毛に。天保保字小判一個を四圓三十六錢六厘二毛に。其一分判一個を一圓九錢一厘五毛に。古二朱金一個を三十六錢四厘五毛に。五兩判一個を十八圓七十錢四厘四毛に。安政正字小判一個を三圓五十錢五厘一毛に。其一分判一個を八十七錢六厘三毛に。安政二分判一個を九十五錢三毛に。新小判一個を一圓三十錢四厘三毛に。其一分判一個を三十二錢六厘一毛に。新二朱金一個を十三錢六厘一毛に。新二分判一個を五十四錢三厘二毛に。慶長。享保。天保吹增大判一個を各七十四圓七十一錢八厘六毛に。元祿大判一個を五十九圓二十七錢一厘に。新大判一個を二十八圓二十六錢六厘八毛に。安永二朱銀一個を四十錢二厘六毛に。文政二朱銀一個を二十九錢六厘七毛に。文政一朱銀一個を十錢三厘五毛に。古一分銀一個を三十四錢七厘に。一朱銀一個を七錢四厘に。一分銀一個を三十一錢一厘七毛に。安政大形二朱銀一個を四十六錢五厘一毛に兌換す。十五日。府縣に命し。舊藩及び舊旗下士行ふ所の五錢以下の紙幣。新貨を以て之を兌換せしむ。二十四日。橫濱舊爲替會社造る所の洋銀券を。第二國立銀行に付し。其發行規則を頒つ。十月十八日。府縣所收の太政官。民部省の舊紙幣。及び正金兌換證券。悉く貢租等に充て。大藏省に輸納し。再たび支出するを勿らしむ。十二月米一斛の直金七圓三錢五厘。即ち滋賀縣彥根士族に給する家祿の均價也。八年一月十五日。太政官。民部省の舊紙幣。及び正金兌換證券通行。本年五月を限り新紙幣と交換せしむ(後其期を延て。太政官五圓以上は。本年十月に至り。太政官。民部省一圓以下は明年五月に至る)。二月二十八日。貿易銀價の款文を改め。一圓の文字を貿易銀と爲し。其量を增加す(四月に至り幾枚幾分幾厘を以て之を算せしむ)。三月九日。是より先き。貨幣の鏥折して流通に便ならざる者は。官之を交換す(五年十一月布告)。是に至り。分ちて磨。燒。鏥。折及び音響惡しき者の五種と爲し。交換條規を定め適宜の兌換貨を收む。十九日。地方官に令し。去る明治三年より七年に至る五年間の。米價の均額を檢して大藏省に上らしむ。地租を改め地價を定めんとするを以て也。九月七日。家祿賞祿を改めて金祿と爲し。各地貢米。去る明治五年より七年に至る。三年間の均價を以て其額を定む。其均價各府縣一ならず。一府縣下と雖も亦然り。其貴き者は一斛の直凡そ金六圓二十三錢四厘二毛六絲。即ち上野國也。其賤き者は二圓七十七錢六厘。即ち羽後國也。滋賀縣下も亦各所の均價皆異にして。吾彥根の均價は四圓六十六錢八厘八毛四絲なり(華族類別譜第四十九類。井伊直憲の條に。四圓五十九錢二厘六毛とあるは誤也)。十二月二十八日。舊貨幣交換延期。更に明年十二月を限るを布告す。是歳米一斛の直金六七圓の間に昇降す。九年十二月二十八日。舊貨幣交換延期。更に明年十二月を限り。期を過るときは交換公納を許さず。通常の地金と看做すを布告す。是歳米一斛の直金五圓前後に昇降す。十年三月二十八日。太政官。民部省舊紙幣一兩

以下交換。更に明年六月三十日を限り延期す。十月十一日。舊貨幣交換更に明年十二月を限り延期す。是歳米一斛の直六圓前後の間に昇降す。十一年五月二十七日。貿易銀貨一般通用を布告す。十一月二十六日。貿易銀貨。去る明治八年二月二十八日布告の增量圖畫改正を停め。七年三月二十日布告の一圓の文字の者を再鑄するを布告す。是歳米一斛の直金六圓前後の間に昇降す。十二年七月以前は米一斛の直金六圓五六十錢以上。七圓七八十錢の間に昇降す。八九月の際に至り暴に騰貴し。玄米一斛金十二圓五十錢以上。白米は十五圓に至る。是は彦根の價を云ふ也。十一月に至り漸次低下すと雖も。八九圓に下らず。是歳大に年あり。十三年一月以來米價舊に仍る。四月に至り亦東京白米一斛の直凡そ金十二圓。五月は十三圓五十錢。吾彦根は十二圓前後に昇降し。百物工錢も亦之に稱ふ。時に比歳登稔。殊に昨十二年の如きは稀なる豐熟なるに。此の如きは蓋し輸入物品の多くして。金銀貨拂底すると。米穀輸出と紙幣多きとに因るならん。是の時金貨一圓を紙幣一圓五六十錢に。銀貨一圓を紙幣四五十錢に當つ。然りと雖も民間に於ては見るを稀也。銅貨も亦拂底し。殊に舊銅錢甚多くして。賣買上の障礙を爲す鮮少ならず。民間の困弊是にたて極まれり(外國に比すれば。內國の紙幣は僅少也と謂ふ可し。然とも凡百事業の巧拙は。馴るゝ馴れざるに是依る。內國の外國と交際通商する日猶は淺し。未だ馴るゝと謂ふ可からず。而して國の貧富亦其關係尠しとせず。予は天保五年甲午の生れ也。十餘歲の時吾彦根の紙幣一匁は錢百八文以上に當る。後に至りては八十文前後に至る。今にして顧ふに藩主嚮きには富みて。後には否らず。大小時勢異なりと雖も。少しく慮らずはある可からず。又吾彦根舊藩士小泉休逸と云ふ者。天保九年に肥前國長崎に遊ぶ紀行あり。醉夢塲と曰ふ。筑前國博多に宿する時の事を云へるに曰く。髮月代させければ銀五匁と云ふ。いかなればと驚かるゝに。壹匁十三文なりけり。熊本は七十五文。其餘六十文。五十文などの所もあり。又百文と云へば九拾六文にはあらずと云り。今云ふ壹匁十三文にしても。五匁にて六十五文なり。當時の結髮料にしては猶は驚くべきの高價なり。錢十三文を銀壹匁とするも。紙幣よりの事ならん。記して以て參考に備ふ)。當時の錢百文は九十六文なり。右は丁百なりしが。寛永通寶を鑄られしより。九六の制始る歟とあり。以上考證する所詳悉といふべし。尙餘聞の一二を擧む。三省錄云。東鑑は治承四年よりの日記にて實錄也。其中に。炭壹駄代百錢。薪壹駄代百錢。萱壹束五拾錢。糠壹俵五拾錢とあり。是また參考のひとつなるべし。」又云ある人申けるは。我等先祖は大阪御陣の御供せしものなるが。其時道中諸入用を記せし帳面あり。其の中に糠壹斗の代五文とあり。今より見れば誠にうそらしき直段也。斯ありてこそ人々馬など飼ふ事やすしと思はれる也と語りける。扨また此ほど遠州濱松の本陣杉浦助左衛門か所藏。慶長十九年寅冬大阪御陣の節の御觸書のよし。そのうちに。御陣衆宿賃の儀。一人に賃鐚錢三文。馬一疋に六文。但し陣衆自分の薪を燒候はゝ。宿賃は有間敷事といへる箇條あり。これまた後世かゝる下直の事あるべき哉。かくありてこそ。小身のもの馬などかはるべきとおもはる。」全く諸物のあたひ下直なるによりて。其備抔おのづから出來ることなり。當時諸色の直段にては。中々ならぬ事勿論也。此頃水藩の檜山氏か。慶安五辰年四月十五日より同二十二日まで(慶安五年より天保元寅年まで百七十九年に成る)。水府の御宮別當なる東叡山吉祥院が。江戸より水戸え下りたりし時分の賄料。請取品直段書付。竝入用をしるしたるものを見せたるか。其直段の下直なる事。おどろく計也。斯の如くありてこそ。武家軍用の心掛出來たる事ことわりにこそ。酒五升一升に付代四拾文。豆腐七拾五挺壹挺に付代五文つゝ。こんにやく六拾挺同斷代貳文つゝ。ごほう三拾把代八文七分三厘。薮百四拾五代壹文九分三厘。こんぶ五把壹把に付代貳拾四文つゝ。薯蕷三拾本壹本に付代九文貳分三厘。蕨百把拾把に付代四文八分つゝ。里いも八升壹升に付代七文つゝ。うど三拾把拾把に付代四拾五文つゝ。若和布代四拾五文分也。あらめ壹把代三拾五文。たゝみ海苔拾把壹把に付代七文つゝ。椎茸貳升壹升に付代八拾文つゝ。とさかのり貳升同斷代四拾八文つゝ。かんぴやう拾把壹把に付代拾七文三分つゝ。岩たけ三升壹升に付代貳拾文つゝ。枸杞代拾五文分也。うこぎ代拾八文分也。松露代貳拾文分也。生姜壹升五合壹升に付代三拾文つゝ。けし五合壹升に付代九文。からし壹升代七拾文。菓子色々四升代貳百文。白はし五拾膳代四拾文。たば粉代百四拾八文分也。きせるらう共三挺壹挺に付代拾六文つゝ。しほ三升壹升に付代九文六分つゝ。らうそく拾挺壹挺に付貳拾四文つゝ。火ばし壹膳代三拾文。酒のかす壹升代貳拾文。小豆貳升壹升に付代貳拾四文。栗貳拾代貳拾五文。玉じやくし三本壹本に付代八文つゝ。貝じやくし五本壹本に付代四文つゝ。うどんそば切三度に付代六百文。荏あふら貳升五合壹升に付代百三文貳分つゝ。庖丁人日雇錢一日に付代三拾貳文つゝ。但し十五日より十七日まで日々三人つゝ。十八日より二十二日まで日々壹人つゝ。人足日雇錢一日に付代貳拾四文つゝ。但十五日一日に三人。惣〆金貳分鐚五貫三百三文。此金壹文三分と鐚五百五拾壹文。但し鐚壹文に付九百四拾八

文の直段也。右は御宮附四箇坊請取手形の書面也。またある人の持てるふろき引札を見るに左の通。

酒酢醬油直段附

鍛冶橋御門前南角
小島屋嘉兵衛

新諸白壹升に付		古酒壹升に付	
一大阪上酒	代四拾貳文	一大阪上酒	代六拾四文
一西宮上酒	同五拾貳文	一西宮上酒	同七拾貳文
一西宮極上酒	同六拾四文	一伊丹西宮上酒	同八拾文
一伊丹上酒	同七拾文	一池田極上酒	同百文
一伊丹極上酒	同八拾文	一大極上酒	同百拾六文
一山路木綿屋	同九拾文	一大極上々酒	同百三拾貳文
一極上味淋酒	同百文	一燒酎	有り
酢醬油壹升に付		同	
一大阪河内屋	代百八文	一左京	代五拾四文
一鴻池類	同七拾八文	一結城	同四拾五文
一近江屋類	同七拾文	一尾張酢	同貳拾八文
一てうし	同六拾文	一北風酢	同四拾八文

例年の通下新諸白直段附御目にかけ申上候。段々寒酒澤山に入船仕候間。別て相改酒酢醬油共に請合下直に差上申候不限多少御用被仰付可被下候。尤相塲高下の節は其時々割合を以差上申候。入物御持參無之御方樣へは。只今迄の通樽代預り置御用立申上候。店間違無之樣に請取御取被遊可被下候以上。

月　日

この引札年號なし。いつのころに哉とおもふに。前に記しぬる吉祥院の水戸え下りし時の諸色の直段のうちに。酒壹升四拾文とあり。爰にもまた同四拾貳文とあれば。右同時代と知られたり。さらば慶安年中の引札なるべし。昔しはかゝる諸色の下直なれば。上下のともがらくらしやすかりし事。おしてはかるべき也。」又明和九年の大火のとき。江戸中うりありきたる文に。大火事の節相塲あらまし。錢兩に三貫八百文ほど。米百文に壹升。戸板金壹分貳枚。古疊三百五拾文。こも百文に四枚。むしろ同貳枚。へつゝい二タ口古下七百五拾文。松板兩に貳拾六枚。わらじ一足三拾貳文。すり鉢（大貳百三拾貳文。中百七拾貳文。小八拾貳文）。すりこ木五拾文三拾文。ほうろく貳拾八文。小なべ新貳百文。小あんどん三百文。」以上を以て。當時他の物價の廉なるを。亦推して知るへし。而して古への物價を論するには。當時の貨幣を調査するを要す。一概に古の一兩を今の一圓と思ふ時は大に誤るべし。

【法令を以て物價を制する事】徳川幕府の時。物價の事屢〻布令あり。○天明八申年三月。火災に付。諸物價低下の儀諭達。此度京都火災に付。米穀其外諸品下直に賣出候樣。追々相觸候處。直段段々引下。其後少し高下は有之候得共。格別高直と申には無之。其上米錢等京地へ施行いたし候ものは追々有之。奇特成事に候。此上右之志有之ものは。彌相施可申候。然上者猶又米穀下直に相成候樣。濵方之ものとも相心懸。米小賣屋とも〻彌少分之利潤有之候はゝ。隨分下直に可賣出候。且又材木其外諸色も。追々直段引下候趣には候得共。今以て平日より餘程ならす價に有之由相聞候。利德を以。商賣取續候者。町人之常に候得共。京師之面々。雨露をも凌兼。難儀之事に候。然に材木其外當用之諸色。高價に候て者。假圍假建等にも差支可申。殊に材木高價に候而者。自ら普請も延引に可相成哉。左候ては借家人等長く住居も難定。渡世差支。無此上難澁に可有之候。身輕之もの共は。類燒之上。右之次第に候得者。無致方。無宿非人等に落ふれ候ものも出來可申哉。誠に京地之もの共。難澁之心行を我身に引受。當地の商賣人共。此度は施行同前格別に相心得。利慾を離れ。可成丈諸色下直に賣出可申候。諸品高價に有之候而者。當地之者共迄も。難儀相成候事に候間此處を厚勘辨致し可申候。此度從公儀も京地町中へ。御救之難有御世話も有之候上者。下々に而も猶又一已之利潤を而已存。此節京都難儀之程を不顧。御仁政を不辨儀者。有之間敷事勿論に候得共。猶更此上正道專に心掛可申候。此節京師火災に付ては。材木其外諸色とも格別捌口も多候得は。常々より下直に賣出候ても。利潤は有之事に候間。聊慾心に不拘正路に商出候はゝ。天道に叶商賣繁昌いたし候儀は必然之道理に候。此趣能々思慮いたし可申候。萬一此上心得違一已之利潤に迷ひ。米穀其外諸色格別高價に賣出候もの有之候はゝ。誠に時節をも辨へす。不仁之至不屆に候。左樣之輩有之においては。急度可遂吟味候條。能々此旨可存候。勿論右之通に候上は。銘々質素正道を專一に心懸。聊以奢ヶ間敷儀無之樣。急度相愼可申候事。申三月。○天明八申年八月。米穀〆賣取締方申渡。米方年行事へ。先達て。松平越中守殿當地御越之節。御口達有之候御教諭之趣。去月二十四日米方年行

事共呼出ノ申渡。此上一己之利を貪り〆賣隱米等をなし。有米少し之姿を生して。直段出候樣にては右御趣意に相背候に付。糺之上告可申付旨。急度申渡置候處。翌二十九日は少し直段引下候得共。其後猶又追々直段引上候に付。相調候處。右申渡以後。不埒之ものとも有之。全〆賣に而自直段引上不屆之至に付。紛敷もの召捕。入牢申付。遂吟味候。正道之商賣において。聊遠慮いたし候筋無之事に候間。諸事去月二十四日書付を以。申渡候通相心得。手廣賣買可致候。尤此上別而直段引上不申。可成丈下直に相成候樣可致候。申八月。〇寬政二戌年二月十六日。米穀諸色高價に賣出す者。可及詮議旨觸書。近年諸色高直に而。一統難儀之事に候。右者去る卯年不作より打續米直段高直に候故。米穀を以作出候類は勿論之儀。其餘諸色共米穀を元として相場相立候事に候得は。諸色も米直段に準し。高下有之儀者。無餘儀事に候處。未年より追々作方宜敷。去年去々年米直段も格別下直に成候得共。諸色之直段者其儘に而不引下致商賣。又者其品により出來不出來に隨ひ。直段之高下も可有之。品等出來方宜敷節も其儘直段不引下類。畢竟自分之利德を心懸け候故之儀に而。不埒之事に候。都て諸色仕出し候。其元直段よりして下直に相成。問屋仲買夫々商賣方も〆賣等之不埒無之。相應之利德を以。賣捌候事に候得共。一體互に此心得無之而は。米價に准し。格別引下け候事も。不相成道理候。一統に引下け賣買致候得者。所得も同樣に當り。一統之潤に相成候儀に候間。商賣方之者共此儀厚相心得可申候。依之其出來方も相應成品者。去る卯年より米價高直最上之節之相場を引當。夫より米價引下け候に隨ひ。諸色之直段も引合せ候樣。仕入元をはしめ。問屋仲買等夫々商賣方之者共へ急度可申付候。右之通申付候上にも猶不埒之趣候はゝ。其筋に令詮議。曲事に可申付候。此趣國々所々へも相觸候間。諸色仕入元直段等引下け不申或者買〆等之不埒相聞候はゝ。其手寄商人共より仲間之事たり共可訴出候。尤訴出候もの難儀に不相成樣に致し遣し。其品により賞美も可有候。不訴出其儘打捨置候はゝ是又曲事たるへく候。戌二月。右之通町々竝遠國諸奉行所在々迄も嚴重申渡候間。私領之分は其領主より一統教諭を加へ。國産等元直段引下け方。其外諸色賣買不埒之儀無之ため。別に掛役人等申付。爲取扱候程に申付へく候。右之儀に付而者。町奉行。御勘定奉行等より掛合候品も可有之候。尤此上元直段等不引下趣も相聞候はゝ。其領主制令嚴重ならさる沙汰にもいたり可申候間。精々厚く可被申付候。右之趣萬石以上。竝老中支配之面々へ可被相觸候。〇寬政二戌年二月二十五日。漁獵使用諸色の價。竝水主給金等引上け間敷旨觸書。近來浦々不獵續干鰯魚糟拂底故。直段高直にて田畑肥養屆兼候趣。相聞候に付。獵場取扱伊奈攝津守へ被仰付。追々濱網取立等取計有之候之處。網繩に用ひ候麻苧類。其外船道具等諸色直段引上け。沖合水主給金も高金相望。浦々網主共令難儀候旨。相聞不埒に候。以來右漁獵一件入用之諸色直段者勿論。水主給金等無謂引上候儀。致間敷候。若相背候はゝ。可爲曲事旨。武藏。上總。下總。上野。下野。常陸六ヶ國之內。御料者御代官私領は領主地頭より可申渡候。右之通可被相觸候。二月。〇寬政二戌年八月。大工屋根葺左官等酒代の儀に付達書。町奉行へ。此間風雨强候に付。大工。屋根葺。左官其外職人共。手間賃上け申間敷旨。町觸致候處。手間賃者平日之通にて。別に酒代と申五匁宛受取候由。右體之儀者有之間敷事に候。左候而者手間賃引上候も同樣之事に候間。心得違無之樣。猶又名主共呼出可申渡候事。八月。〇寬政六寅年二月。出火後材木代價職手間料等貪利の者可訴出旨觸書。出火打續候に付。燒失場普請も多候に付而は。材木類竝職人手間料等不法に申立候者も可有之哉。必竟商人共時に乘し。過分之利德を貪候段。不埒之事に候。不相當之高直致す間敷旨。追々相觸置候間。若不埒之儀申立候ものも有之候はゝ。其旨町奉行へ可被申立候。右之通可被相觸候。二月。〇文化三寅年三月二十五日。江戶火災に乘し諸色元方之直段高價に致す間敷旨觸書。此度江戶表火災に付。材木其外之諸色商人共より在方へ注文申遣候處。追々元直段引上候由相聞不埒之至候。早々引下け成丈け下直に可賣出候。若無謂高直に致候者於有之者可爲曲事もの也。右之通關八州竝甲斐。伊豆國々へ。御料者御代官。私領は領主地頭より可被相觸候。三月。〇右之趣向々へ可被相觸候。〇文政十二年三月二十七日。出火に乘し諸色を高價にし。諸職人手間料を引上け。一己の利潤を欲する者。咎め可申付旨觸書。此度大火に付。板材木者勿論。諸色高直に致間敷段。相觸候處。未行屆候哉。又は心得違之者も有之哉に相聞候。諸職人手間賃等世上之難儀を不顧。高直に可致筋者無之。板。材木。竹。繩。縫其外諸色等此節賣買之品者。出火以前に仕込置候品に付。俄に高直に可相成樣無之處。手間賃竝直段等格別に高直に致候者。世上之差支諸人之難儀を不顧。自分利德而已に拘り候取計にて不屆之至に候。今日より諸手間賃諸色直段早々引下け候樣可致候。右之趣等閑に心得候輩有之においては。人を廻し爲承或は密々爲買取候上にて召捕。吟味之上嚴敷咎め可申付候條。此旨町中え可相觸候也。丑三月。〇天保十三寅年三月中御觸書。諸色掛名主安針町雄左衞門。外四十八人。今船問屋組合仲間と唱へ。株立候儀停止被仰出候者。諸色下直に相成輕き者共渡世致易き樣にとの御趣意に有之處。

フツカ

フツカ

數多之內に者心得違之ものも有之哉。表に者直下けを致し內實者寄合直段等相談におよひ候向も有之哉に相聞。如何之事に候。畢竟此もの共掛り申付に者。右等之趣意行屆候樣にとの義に有之候間。猶此上無油斷組々名主共申合。支配限り行屆候樣。厚教諭可致。諸色直下け致候者勿論之儀に候得共。價而巳相下け其品劣り亦者元形より小振等に致候而者。其甲斐無之候間。實に直段不引合候分者。其品元形に立戾り候樣可致。諸職人手間賃錢儀。去る申年以來。米價は下落候而も不引下候趣に有之。右者早々取調引下け候樣可致。諸色直下之儀。何者何程と致し賣候よふ。奉行所より沙汰致候而者。數多之商ひ品之內に者。差支之品も可有之候間。右等之仕法勘辨致申立候樣可致。右之通被仰渡奉畏候。爲後日仍如件。三月六日。○天保十三寅年四月。物價竝職人賃銀等低下可致旨觸書。諸色直下け之儀者。元方相場を見合賣買致候得共。諸職人手間賃者元方に不拘品なれとも。地代店賃引下け候に隨ひ。商ひ品者勿論諸職人手間賃。人足賃に至迄。引下け候道理に有之候處。稀に者御趣意を相辨引下け候向も有之哉に候得共。聊之儀にて總體響にも不相成。右者畢竟地主共沽券之步合當り候程之地代店賃取立候儀故。自然高直にも相成候間。何によらす。都而寬政度以前之振合を見合。直段引下け。諸職人手間賃人足賃之儀も地代店賃引下け候上者。同樣之振合に立戾り。早々引下け候樣可致若心得違之者有之。於不相用者。吟味之上。急度可及沙汰候。町中不洩樣可觸知もの也。右之通可被相觸候。○天保十三寅年十月二十九日。諸色圍置高價を謀る者嚴責可申付旨觸書。國々より大阪其外都會之地へ相廻り候諸荷物之儀。近來諸國荷主。船頭共手段を以。銘々國許へ圍置。時之相場に不拘。高直之差直段を以積廻。右直段に賣捌難成節者直待と唱。其儘商人とも手元に預け置。品拂底に而差支候場合に至り。右差直段に相拂。格外之利潤を謀候族も有之哉に相聞。不埒之事に候。向後荷物差送り候節々其所之相場に基き。直段立方正路に致。直待と唱〆賣一切致間敷候。尤自然買方之者共不正之及對談。元方難澁之次第も有之候はゝ。荷主。船頭より其所之奉行所又者御代官役所へ可訴出候。吟味之上急度可申付候。右之通諸國御料。私領。寺社領共不洩樣。早々可被相觸候。十月。○弘化二巳年二月中御觸書。商人共諸色高直にて四民困窮之基にて。先般厚き思召を以。十組始物價に可拘上納冥加之類は御免有之。追々直段引下るなれ共。寬政文化之度に引競候ては。未だ下直と申には無之。日用之品は今一際引下け。世上暮能樣致度事に候。是迄は諸色之內。高下之節は。奉行所へ窺出。差圖受候上。賣出候品も有之候故。可然之相場も失ひ。或

フツカ

は十分仕込いたし候ては。若買〆又は〆賣等之計も可有之と危踏差控候間。自分商ひ之道手狹に相成。萬物潤澤不致哉に相聞。相場之儀は素より人之爲には無之。全く時之氣配品之多少に寄。自然之高下可有之は。當然之儀に有之處。右之通にては商ひ之道。窮屈にのみ成行。諸色潤澤不致候ては。止る所價之引下るべき所謂無之儀に付。以來直段高下とも伺出候に不及。時之相場にまかせ無二念十分に可取扱。尤町人共といへとも信義を基として。商法相立可申筈之處。大阪其外取引先々へ對し不實之心底より。一己之利慾に迷ひ他之損失を不厭。眼前之利慾を貪る樣之もの儘有之。畢竟右之場合より取引先々においても。不實之取組方有之。且大阪之土地は。日本の咽首にて。諸家國產手廣に賣捌といへとも。素より江戶表へ莫大之諸色引受候故。大阪之土地數年繁昌致し。江戶表も又大阪表町人とも諸色十分に引受候處。繁昌致儀に付。夫是相互に信儀を不失。實意之取引致候樣。彼地奉行所においても商人共へ可申渡筈に付。此旨心得。正路之取引可致。若弛候儀と心得違。大利を貪り。猥に直段引上。或は品を爲劣掛目。升目。寸尺等減し。惣て奸曲不正之商致者於有之は。尤嚴重之可及沙汰條條。心得違無之樣可致。但相場高下之節。相屆候儀は是迄之通り可心得。○安政三丙辰年八月中觸書。此度江戶表大風雨に付。諸人及難澁候時節。別て材木其外諸色直段。竝諸職人手間賃銀聊も引上け不申。正路に渡世可致候。去卯年地震之節。嚴敷右觸置候得共。內實は今以引下け不申趣相聞不埒の事に候。猶亦此度風損に付。材木直段は勿論。諸物價手間賃とも利慾ヶ間敷儀無之。御城下に罷在候冥加相辨。一際引下け方專一に心懸け。實直に賣買可致候。尤も組之もの相廻し。不正之儀有之候はゝ。召捕嚴敷可申付候。雇主之ものも一分之便利に不拘。世上一體之融通相心得。觸面之趣急度可相守者也。八月二十七日。○安政三丙辰年九月中觸書。大風雨以來。草鞋竝草履殊之外高直に相成。（平日十文位之草鞋）一當時二十四文より四十文位まで。（同斷十六文位之草履）一當時三十六文より五十六文迄。右之通市中小賣荒物屋共。商ひ番屋等にて賣捌候由。格別直段引下け候に付。御調にも相成候ては難澁可致候間。素小前のものにて。武家方中間內職候者。買取商ひ候儀にて不辨故。心得違可有之候間。店竝に當番屋等へ此上心得違不致。直段引下け賣買致候樣。嚴重御支配限り被仰付可然候。九月十八日。○文久元年十二月。近來米穀諸色とも高直の處。去る申年違作に付。際立直段引上け。下々難儀致候趣。相聞候。當年は米穀を始め。豐作の品は相場も下落致候間。右に準し。夫夫引下げ可申處。一旦直段上候品は。容易に引下げ不申。何品に不寄。高價に賣出し

候趣相聞。不埒の事に候。追々諸色高直に相成候得ば。詰りは世上一統の難儀と相成候事に候間。御國恩をも相辨へ。此上精々直段引下候樣可致候。尤も直段引下候迚も。器物等劣らせ候儀は決て不致。直段相應の實徳を以て。正路に渡世可致旨。造元仕入元を始め。問屋仲買末々の商人共に至る迄。嚴重に可申付候。右之通申付候ても。猶引下げ不申候はゞ。其筋々遂詮議不束の賣買いたし候者有之候はゞ。無用捨吟味の上。嚴重に咎可申付候。右之趣は國々へも相觸候間。仕入元直段引下げ不申。或は買しめ等致者有之候はゞ。是又可爲曲事候。右之通。相觸候間。私領の內國產物有之面々は直段引下げ方の儀。其領主地頭より精々遂吟味可被申候。若し此上元直段不引下歟。又は不正の儀も有之趣相聞候はゞ。領主地頭の可爲越度候○元治元子年五月十一日諸人の難儀を顧みす。一己の利潤を謀る者。可處嚴科旨觸書。三奉行へ。物價之儀に付而者。前々度々御世話も有之候得共。追々引上け。近年別而諸民難澁致し候に付。深く御心配被爲在候處。今般京都において厚く被仰出之趣有之候間。此上者急度御趣意貫き候樣被爲遊度。就而者追々御處置可有之者。末々之ものも心得違不致。諸物價引下候樣可致候。若一已之利潤に迷ひ諸民之難儀をも不顧。不埒之所業有之に於ては。急度可處嚴科もの也。右之趣御料私領寺社領共不洩樣可被相觸候。五月。右之通可被相觸候。○慶應元丑年閏五月二十二日。在々にて所持の米穀賣拂方の儀に付觸書。三奉行へ。米穀融通之ために候間。在々に而所持之米穀江戶表へ賣拂候者共は。追而及沙汰候迄米は勿論雜穀等迄江戶內へ積送り。問屋仲間に不限素人に而も勝手次第賣捌可申候。右之通御料。私領。寺社領とも不洩樣可被相觸候。右之趣可被相觸候。」此外なほ多し今所見の一二を擧ぐ。今按するに。古來物價の高低。今一々其比例を擧ぐるに遑あらされとも。槩するに未た今日の如き。其騰貴の甚しきものを見す。此に至て下民家計の困難等極まれりといふべし。【明治以後の物價】明治に至り物價は各地平均するに至りしが。時に一高一低あるにせよ。要するに騰貴の傾向あり。通貨の膨脹。銀貨の高低。米の豐凶。輸出入の順逆。金貨制度等みなその原因となりて。明治二十年一月の物價石炭外四十品の【平均價】百を基本として。以後物價高低を統計するに。明治三十一年四月は其絕頂に達し。百五十六を示すに至りたりき。物價の趨勢は月々日本銀行の報告等あればこゝには詳記せず。

ブツケウ　佛敎の源は。有史以來にありて。中天竺摩迦陀國淨飯大王の王子悉達後に入山學道し。無上正覺に達し。釋迦牟尼佛と號し。其一代の說法は。經文として傳はる處。經文の條下に述ふるが如く。大小二乘。八萬四千の法門あり。大別して八宗或は十二宗に分ち。外にラマ教を加ふ。而て各宗各流派あり。其唐土より我國に傳はるは欽明天皇十三年冬百濟王明其臣怒唎斯致を遣し。佛像及び幡蓋經論を獻し。別に表文を上り。佛の功德を讃す。天皇表を覽て喜歡踊躍して之を受く。本邦の佛教あるは此に昉る。爾後百濟國より屢々僧尼を貢し。經論佛像等を獻し。敏達天皇六年。大別王百濟國に使するより還る。百濟王經論若干卷。律師禪師比丘尼咒師佛工寺工を獻す。之を難波の大別王寺に置く。十三年九月。鹿深文等百濟に使して還り。彌勒石像一軀佛像一軀を齎す。蘇我馬子其像を請ひ。乃ち鞍部村主梁人司馬達等を四方に遣はし修行者を尋ね。高麗の人惠便を得て師となし。司馬達等の女島等三人を度し。石川の宅に於て佛殿を修治し。石佛像を安置す。之を石川精舍といふ。佛法此より天下に彌漫し。以降千餘年間消長ありと雖。之に抗すへき他の宗教なきを以て。佛教獨り其勢炎を逞うし。天下國として佛寺あらさるはなきに至れり。而て佛教中又宗派の分立ありて。互に相競ひ爭論益々劇しく。遂に事を干戈に決するに及ひ。國郡の守領も之を制する能はす。紛々藉々相亂るゝの極。台宗より一向宗を出し。眞言宗より法華宗を生し。源遠くして末益々分るゝ觀を呈せしも。復た甚たしきに至らす。以て今日に及へり。其始て本邦に至る時の狀況は。和事始に。日本紀を引て云。欽明天皇十三年十月。百濟聖明王使を遣して。釋迦佛の金銅像。經論若干卷を獻りて云。是法諸法の中において最殊勝たり。是法よく無量無邊の福德果報を生ず。所願情に依てかなはずと云事なしと云々。是よし天皇聞をはりて歡喜し。則あまねく群臣に問てのたまはく。西蕃國より獻る佛禮すべきや否や。蘇我大臣稻目宿禰奏して申さく。西蕃國もつはら皆これを禮す。豐秋日本豈獨そむかんや。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同じく奏して曰。みかどの天下に王とします。常に天地社稷百八神を以て。春夏秋冬に祭拜を事とす。今に方て。改て蕃神を拜せば。恐らくは國神の怒を致さん。天皇の曰。然らば情願人に授へし。稻目宿禰をして試に禮拜せしむ。大臣跪受て忻悅し。小墾田の家に安置し。向原の家を淨めはらひて。寺を後につくる。やがて國に疫癘ありて。民夭殘を致す。久して愈多して治療する事あたはず(佛をほとけと和訓せしも。其の始て來りける時。國神いかり給ひ。疫疾多く人々發熱せし故。ほとほりけと云事也。發熱するを和疑にほとほりけといへば也)。物部尾輿。中臣連鎌子。同じく奏して曰。昔日臣が計を用ひ給はす。この病死を致せり。今遠からずして。もとにかへらば。必當に慶あるへし。天皇これ

を尤也として。省司に命して佛像を以て難波堀江(今の攝州大阪の事にはあらず。大和國高市郡に其の所あり)に流し棄。又火を伽藍にはなちて。これを燒燼して餘なし。敏達天皇十三年紀に云。馬子猶佛法に歸依し。三尼を崇め敬ひ。亦石川の宅において佛殿を修治す。佛法の初これよりしておこる。十四年紀に云。此時國に疫疾はやりて。民死するもの多し。守屋大連。中臣大夫等奏して申さく。何故ぞ肯て臣が言を用ひ給はずして。先天皇より陛下に及まで。疫疾流行して國將に絕んとす。是專ら蘇我臣の佛法を興行する故にあらずや。詔して曰。宜く佛法を斷へし。こゝに於て守屋大連みづから寺に詣。胡床に踞坐て。其塔を斫倒し。竝佛像と佛殿とを燒て。其餘す所の佛像を取て。難波堀江に棄しむ」とあり。以て其始めて來れる時の概略を知べし。而して其宗派は本邦にて興りたると。彼より旣に一宗派となりて入たる者とありて。其數少なからす。爰に其淵源を叙列すへし。

【八宗】法相。三論。倶舍。成實。律。華嚴。天台。眞言以上八宗と云ふ。此外禪。淨土。日蓮。一向を加へて【十二宗】と云ふ。

【禪宗】大般若經に依るに。迦葉を祖とす。蘐園日涉云。禪乃始二于榮西一(葉上僧正榮西號二明庵一。又號二千光法師一。仁安三年。從二商舶一游レ宋。登二天台一得二天台新章疏三十六部一歸。文治三年。再游レ宋。受二禪法于天童虛庵一。建久三年。在二筑前香栖屋郡一。創二建久報恩寺一。六年。又建二聖福寺於博多一。後鳥羽天皇賜二宸翰額一。曰二扶桑最初禪窟一。建仁二年。將軍源賴家創二立建仁寺一。以二榮西一爲二開山一。此禪宗之始也詳見二元亨釋書及東鑑一)榮西游當二趙宋時一。禪僧之來歸。若游二學于彼一者。絡繹不レ絕。五山十刹(宋濂護法錄覺原禪師遺衣塔銘序曰。浮圖之爲二禪學一者自二隋唐一以來。初無二定止一。惟借二律院一以居。至レ宋而樓觀方盛。然猶不レ分二等第一。惟推二在レ京鉅刹一爲二之首一。南渡後始定二江南一爲二五山十刹一。俾二其拾レ級而升一。黃梅曹溪諸道場。反不レ與二其間一。則其去レ古也益遠矣。元氏有レ國。文宗潛邸在二金陵一。及レ至二臨御一。詔建二大龍翔集慶寺一。獨冠二五山一。蓋矯二其弊一也。國朝因レ之錫以二新額一。建レ官總二轄天下僧尼一。七修類藁曰。餘杭徑山。錢塘靈隱。淨慈。寧波天童。育王等寺。爲二禪院五山一。錢塘中竺。湖州道場。溫州江心。金華雙林。寧波雪竇。台州國淸。福州雪峯。建康靈谷。蘇州萬壽。虎邱。爲二禪院十刹一。又錢塘上竺。下竺。溫州能仁。寧波白蓮等爲二教院五山一。錢塘集慶演福。普福。湖州慈感。寧波寶陀。紹興湖心。蘇州大善。北寺松江延慶。建康瓦棺。爲二教院十刹一。按本邦五山十刹。曆應中所レ定。京師鎌倉位次歷朝不レ同。今以二京師天龍。相國。建仁。東福。萬壽等寺一爲二五山一。而南禪寺獨冠二五山一)。于レ是建立。」和事始云。最澄(傳教大師)。圓仁(慈覺大師)。入唐の時。北宗の禪を傳て歸朝ありしか共。其法弘らず。後鳥羽院文治三年四月。榮西(千光國師)入宋して。黃龍の流を汲て。禪宗を極め。建久二年四月に歸朝して是をひろむ。是日本にて禪宗の流布する始め也。日本にて禪寺の始は筑前博多の聖福寺也。此寺は建久六年に創立せるよし。元亨釋書に見えたり。是より前建久三年に筑前香椎神宮の側において。報恩寺を構とあり(今其寺亡ひ其舊址殘れり)。是禪寺の始とすへしといへとも。聖福寺にはまさしく扶桑最初禪窟と云。後鳥羽院宸翰の勅額あれば。日本禪寺の始たる事いちしろし。

【律宗】釋迦滅後一百年。優婆離尊者一夏中毘尼藏を誦す。是を八十誦律と云。傳次して毱多三藏の時に至て。五部律を制す。宗教には五八十具の戒法を詮し。宗旨には三業淸淨にして。威儀闕犯するなく。行相佛に齊く爲を要とす。日本傳來は南都良辨僧正勅を奉て入唐し。青龍寺の鑒眞和尙に謁して傳領す。勝寶六年歸朝し。東大寺に於て戒場を築く。是れ則回小向大檻大乘の戒壇なり。」和事始云。孝謙天皇天平勝寶六年。唐の鑑眞和尙來朝して。初て律宗をひろむ。然共其法盛ならす。其後順德院建曆元年二月。俊芿法師宋朝より歸て。泉涌寺を開て。律宗を中興す。それより以來。律宗盛にして。諸國にひろまれり。

【曹洞宗】和事始云。曹洞宗は釋道元入宋し。天童の如淨禪師に逢て。曹洞宗旨を傳て歸り來り。城南の深草にして法を開く。北條時賴招共至らず。越前に行て精舍をかまへて居る。永平寺と云。建長五年八月遷化す。壽五十四(元亨釋書)。是れ曹洞宗の始め也。禪宗六祖。六祖とは菩提達磨尊者。慧可大師尊者。僧璨大師尊者。道信大師尊者。弘忍大師。慧能大師なり。

【法相宗】解深密教に據るに。云く。釋迦滅後三百年。摩訶提婆菩薩諸法實有の旨を宣說し。彌勒菩薩瑜珈論百卷を造し。世親菩薩唯識卅頌を造す。其後護法。靑辯等の十六論師各十卷の論釋を造す。要するに。此宗には諸法の相貌分別するは唯識の所變との旨を談し。宗旨には。五性各別の趣を詮し。五重の唯識を立つ。吾朝傳來開宗は成實宗に同し。」和事始云。神皇正統紀に云。法相は興福寺にあり。唐の玄奘三藏天竺より傳へて國にひろめらる。日本の定惠和尙(大織冠の子也)。かの國にわたり。玄奘の弟子たりしかど。歸朝の後。世をはやくす。いまの法相は玄昉僧正と云入唐して。泗州の智周大師(玄奘二世の弟子)に逢て。これを傳て流布しけるとぞ。

猶ハフサウシウを見よ。

【成實宗】釋迦滅後九百年。訶梨跋摩三藏此論を造る。此論に就て大乘の論議古來より今に紛々せり。天台は三藏の空門と判屬開元錄にも。固く小乘と審定す。日本傳來宗祖は南都の道昭法師。白雉四年癸丑五月。勅を奉て遣唐使小山長丹に隨て海に泛び。緇侶の同志道義等十三有人長安城に到り。三藏玄奘に謁して。傳來せり。

【三論宗】釋迦滅後三百年後。龍樹菩薩出世して。諸法皆空の旨を宣說し玉ふ。爾後提婆。青辯等の大論師同く盛んに此理を賛說す。中論十二門百論是を宗とす。蓋し宗教は大小權實の教法を攝詮し。宗旨には諸法無著を趣と爲す。日本傳來は推古天皇三十三年五月。高麗の惠慈百濟の惠聰等將來す。上宮王子崇望して。元興寺を建て之を師とし。吉藏法師と倶に覺了し玉ふ。爾來福亮智藏僧正等の英俊出て鼻張せり。」和事始云。推古天皇三十三年春三月。高麗國より慧灌と云僧來り。三論宗をひろむ(元亨釋書。日本にて宗旨の始は三論宗なり)又東大寺の道慈。吳の智藏に事へて。三論の學をうけ。其後文武天皇大寶元年入唐し。益々三論の旨をきはめ。元正天皇養老元年に歸て。盛に此宗を唱ふ。

【華嚴宗】天親菩薩華嚴經に由て論を造り。馬鳴。龍樹亦華嚴を貴ぶ。故に此經論を所依として宗義を建立す。宗教には五教を立て。如來一代の經を判し。宗旨には法界唯心の極理。果分不可說の內證。事々無礙法界圓融を深府とす。扶桑傳來は孝謙天皇勝寶六年。良辨僧正勅に依て入唐し。廬山遠法師に遇て此宗を傳ふ。是より先新羅の審詳禪師天平年中に東大寺に講し。光智大僧都なる人。此寺を以て此宗弘光の本處となす。」和事始云。正統記に云。唐の杜順和尙よりさかりになりしを。良辨僧正傳來して。東大寺に興隆す。此寺は即此宗によりて建立せられけるにや。大華嚴寺といふ名あり(釋書云。慈訓審祥これを傳へ。良辨に至りて、大に振ふ)。

【俱舍宗】釋迦滅後九百年。天竺の世親菩薩出世し。俱舍論三十卷を作る。則是を本論となして。婆沙。正理。顯宗等の諸論皆是派類なり。宗教には七十五法の差別を立て。宗旨には色心の二法を極微刹那に觀じ。此禮三世實有法體恒有の旨を談するなり。日本傳來は南都の智通智達の兩法師。齊明天皇四年七月入唐し。三藏法師玄奘に謁して。此宗義を將來す。」和事始云。正統記に云。俱舍成實など云は小乘也。道慈律師おなじく傳て流布せられけれ共。依學の宗にて。別に此宗を立る事なし。元亨釋書に云。我日域の俱舍成實は。學を備るのみ。家をたてす。

【天台宗】天台始ニ于傳教一(傳教大師名最澄。延曆中。創二立止觀院于比叡山一。延曆二十三年。從二遣唐大使藤原葛野朝臣一游レ唐。受二密教于天台道邃一。傳詳見二神皇正統紀。及元亨釋書一。按宋史日本傳曰。葛野與二空海大師。及延曆寺僧澄一。入レ唐詣二天台山一。傳二智者止觀義一。當二元和元年一也。佛祖統記道邃傳曰。貞元二十一年。日本國最澄。遠來求レ法。聽レ講受レ誨。晝夜不レ息。書二寫一宗論疏一以歸(藝園日涉)。

【眞言宗】眞言始ニ于空海一(弘法大師名空海。從二葛野朝臣一游レ唐。受二法於慧果一。大同中歸。奏建二眞言院於宮中一。賜二東鴻臚地一。建二東寺一。又創二金剛峰寺一。今之高野山是也。傳詳見二神皇正統紀。及元亨釋書一。舊唐書日本傳曰。貞元二十年。遣レ使來朝。留學生橘免勢。學問僧空海。免當レ作レ逸。谷響集引二諸宗志一曰。不空弟子有二慧果者一元和中。日本空海入二中國一。從レ果學。歸レ國盛行二其道一(藝園日涉)。和事始云。桓武天皇延曆二十年に。空海(後に弘法大師と謚す)。最澄と同く入唐して。眞言第六の祖慧果和尙に從て其法をきはめ。平城天皇大同元年八月に歸朝して。其法をひろむ。眞言宗に。古義新義の流義あり。古義は弘法の流義也。新義は根來覺鑁が流義也(覺鑁を今興教大師と號す)。世に【眞言八家】は傳教(叡山)。弘法(高野)。常曉(法琳寺)。圓行(靈巖寺)。慈覺(叡山)。慧運(安祥寺)。智證(叡山)。宗叡(圓覺寺)とす。

【淨土宗】は通して淨土の三部經即ち彌陀經。觀無量壽經及大無量壽經によりて開きたる宗なり。和事始云。後鳥羽院の御時。源空(法然上人)黑谷にありて。專修念佛易行の淨土門を開てより以來。淨土宗始れり(源空を今圓光大師と號す)。淨土宗に數多の門流ありといへども。世に盛に流布するは鎭西。西山の二流なり。鎭西流義と云ふは。法然上人の弟子に聖光上人辨阿。筑後善導寺の開山にて。其後京に至り。念佛門を廣む。筑紫より上れる流義なる故に。鎭西流義と云也。又西山流義と云は。是も法然の弟子に證空上人善惠。粟生の光明寺に居て。念佛門を弘む。京より西山なる故に。西山流義と云とかや。世に【淨土八祖】とは馬鳴大師。龍樹大師。天親菩薩。流支三藏。曇鸞大師。道綽禪師。圓光大師なり。

【融通念佛宗】天仁。保安の年間。延曆寺の僧に良忍と云者あり。廣く念佛を勸む。其教旨とする所は。我か唱ふる所を回らし。衆人に融會し。衆人の唱る所を。亦我に融會すれは。其功獨稱に踰えたりと云ひて。衆人をして一齊に念佛せしむるにあり。是を融通念佛宗と稱す又大念佛宗とも名けり。然れとも此宗は他宗と併立して。相競ふ能はす。良忍の死後。竟に中絕せしか。元亨の頃。攝州深江村の僧法明。之を再興せり。

【時宗】和事始云。伊豫國人河野七郎通弘が二男。出家して。一遍上人と云。是時宗

の始祖也。　一遍上人熊野權現の靈夢の告ありしとて。後宇多院建治年中より。諸國を遊行して。法を弘む。是諸國遊行の始也。」鹽尻云。清淨光寺（相州藤澤）の派を時宗と呼ぶ。或は善道觀經疏の道俗時宗等とある偈に依て。時衆と呼ぶと云ふ。按するに京師金光寺縁起に六時宗といへり。時宗とは六の字を畧する詞なり。」時宗遊行上人。百年まへまて。回國に道俗男女。所々に附遊びて回る。其中尼あまたありて。僧衆の衣服を洗濯せしかば。妻帶の僧もありしとかや。上人とても斯る風俗有しにや。三十五世他何上人。京へ來られしに付。前關白秀次。狂歌してたはふれられし「三人の霞の衣きりの數珠。あまけはなれぬそらひしり哉」。上人のかへし「水鳥の水に入ても羽もぬれす。海の魚とてしほもしまめや」。是を以て見るべし。

【淨土眞宗】一名一向宗は親鸞の剏むる所の宗教なり。親鸞幼名若松丸。後ち鶴滿丸と改む。京師の人藤原氏皇太后宮權大進九條有範の子なり。幼にして父を失ひ。伯父範綱に養はる。九歲にして。自ら出てゝ。慈鎭の弟子となり。台教を學び範宴と號す。後ち去て法然の弟子となり綽空と號す。常に僧侶の肉食妻帶を禁して。天性を抑制するを患へ。六角堂觀音の夢想に託して。藤原兼實の女を娶りて。綽空を改め善心と曰ふ。又善信と更む。衆僧之れを惡みて。幕府に訴ふ。承元々年二月。越後に配せらる。居ること五年にして赦さる。是に於て教。行。信。證。信佛土。化身土の六卷を作り淨土眞宗を建つ。蓋し淨土宗の祖師は。三經によりて宗を建てしも。親鸞は通して三經によるも。別して大無量壽經により。彌陀往生三願中の第十八願を以て本願眞實とし。淨土眞宗といふ。是より教を諸國に弘む。建立の浮圖頗る多し。弘長二年十一月二十八日寂す。年九十。廟は吉水北大谷に建て。其影像を安置す。後眞宗日に益々興隆に赴く。文永九年十一月五日。大谷坊舍を勅願寺に陞し。紫宸殿の摸造を賜ひて影堂となし。號を本願寺と賜ふ。著はす所教行眞證あり。」和事始云。順德院建暦年中より。法然上人の弟子親鸞上人（善信）。此宗をひろめて。國々に流布す。親鸞より十一代顯如上人の時に。門跡と號す。」俗說に後柏原院の御時。亂世にて御即位の禮。行はるへき料祿もなかりけるを。三條實隆卿のはからひにて。本願寺より御即位の料を獻る。其賞として。初て門跡の號を許さるといへり。准門跡とも云へきにや。」官位訓云。一向宗の本院を准門跡と稱する事。是おろかなる事にあらず。人皇百四代後土御門院の御時よりはじまりたり。其頃は打つゞき。天下大きにみだれて。將軍は四方に奔走あれば。四夷は洛中に亂入し。追出せば又退き。諸國七道ことぐ〳〵く己れ〳〵がはからひに成て。主君の下知に承伏せず。唯慾心强盜のみありて。仁義禮法の理も知らず。忠信孝弟の道を辨まふる人もなければ。ちからつよくて威あるもの〻み。世間にはびこる有樣。王臣の貴かりしも。忽其德うせはて。剩へ御領地も悉く押とられさせ給へば。禁門さながら寂々たり。此折ふしに本願寺殿。忠義を抽んで給ふ。其功拔群の御褒賞として。准門跡の宣下を蒙ふり給ひ。ながく開山親鸞上人の光をかゝげ給ふは。天恩の致す所といひ。法儀のめでたきしるしといひ。猶院家坊官のさた有て。末の代今ぞさかふる。歸命盡十方の法味。有がたくぞ覺え侍る。」鹽尻云。本願寺門徒より出し。淨土涇渭分流。佛智一念の旨ながら。よく己が家風の禮をしりて。これを正せしも奇特なり。其の中に一二を抄す。問ふ。鸞師は吉水の門人にして。其宗風を異にせられしは如何。答ふ。鸞師はこれ還俗して。在家になりたまひし也。照蒙記に在家となり給ひしを。かなしみたまふとあり。然れとも捨世の行人にして。何の宗建立とも思しめさす。念佛してあかしくらし給ふ。其信心の實を諸人慕ひしほとに。今は本寺を立て。相承あると見えたりと云々。按するに。當時妻帶肉食の僧珍しからす。安居院代々及法勝寺執行等皆妻子あり。隆寛律師も亦同し。山門寺門南都よのつれとせしを親鸞上人のみならんや。今時其祖非律の作業を世人嘲る故に。之をうきよのやうに思ひて。樣々回護す。親鸞還俗は配流の時より其まゝなりしにや。愚禿と自稱ありしも。尤の事也。當流の法式。蓮如上人の頃までは。六時を修行し。六役の衆とて淸僧六人。一時つゝかわりて勤行ありし。兼壽上人に至りて。農期日役をつゝめて。作法を改定給へりとなん。時宗の勤行のことくやありけん。時宗も亦そのかみは多くは妻帶僧也。而して此宗尤も世俗の人氣に投し。今は我國唯一の宗教たり。

【法華宗】又【日蓮宗】と云ふ。日蓮の剏する所なり。日蓮姓は三國貫名左衞門重忠の子なり。母は清原氏。日光胸上に耀くと夢みて孕む。貞應元年二月十六日。房州長狹郡敢川村に生る。年十二。清澄山道善に事へて。名を藥王麻呂と曰ふ。年十八。削髮受戒して蓮長と號す。後日蓮と改む。建長五年四月二十八日。旭日に對して。七字の題目を唱へ。始て法華一派の宗門を立つ。道善大に怒りて山を逐ふ。文應元年七月。安國論一卷を著はし北條時賴に上る。其の書に諸宗を誹るの文あり。時賴怒りて。伊豆の伊東崎に流す。時に弘長元年五月十二日なり。後三年赦されて。鎌倉に歸り。復た諸宗を誹り。碩學を批す。時賴。日蓮及ひ其の弟子日朗を土牢に幽し。文永八年九月十二日。龍口に於て將に斬らんとす。時賴の子相模守時宗諫めて死一等を減し。十月十日佐渡に流す。十年二月十四日赦還す。五月甲州に赴き。身延山を開

く。後武州池上宗仲寺に移る。弘安五年十月十三日。宗仲寺に寂す。弟子日朗遺鉢を承け。諸國に布教し。信徒頗る多し。「一話一言云。當家宗旨名目二卷。雖云。日蓮大聖人と申事不審也。其故は安國論余不善比丘身御書也。或又諸御書日蓮聖人非などゝ御遊也。爾者如何大聖人奉名耶。答。御雖寂也。雖レ然如レ此御遊方。何皆卑下御言也。此卑下御言。聖人仰出給御詞也。惣卑下言諸宗人師有レ之。又賢人上將如レ此云也(下略)。」覃按。此書寛正二年頃日實の綴所の書にて。永祿八年本門寺住の傳ふる所也。其比までは大聖人と稱して。大菩薩とは稱せざるを可レ見。○扨判文字二習也。其故御判始愛染不字也習也。一義云。此一字金輪梵字也云。其故乱字如レ此御書也。是星也。是乱字也。依之御判震旦配也。扨蕨手事乙。是不不也。是物美義也。去間日蓮遊偖判遊留時乙遊。是日月等相應給意也。仰云。御判マソリ一閻浮提也。其上日月出給云々。仰云。愛染不字判遊事レ一。大三千界被レ愛云心也。廣宣流布義也。或一義云。蕨手月字也云々。三千字文見明也。加樣書。此等相承日照門流相承也。輪國具足相傳抄見。具彼可二相傳一也云々。當流秘々中深秘也。不可口外。此外御判習等。別紙有之。委如二御本尊相傳一云々。○尋云於二首題一其口決如何。答云。雖二無盡也一少々出也。夫南無妙法蓮華經七字。常樂我淨四德。波羅密習也。南無二字樂波羅密習。妙法二字我波羅密習。蓮華二字淨波羅密習也。經一字常波羅密習。委可二口傳一。或又此七字於攝受折伏點以習也。法一字攝受習。其餘六字折伏習也。法體餘六字用也。此體云無作本法體云事也。仍無作攝受取也。去先點習付。南一字於最初智劔點。求點。垂露點。懸針點。又十書樣五箇習在也。偖法一字墮石點習也。妙一字於虎爪點。蛇形點。懸針點習。蓮一字末散點。和字點。乏繞習有之。無一字於ホツ點。魚鱗點。虎爪點。廻鸞點。始終和合點。花一字於逆刀點。垂露點。師子歯ガミ點。サテ經一字於蛇形點。如レ是等點習有之。圖口決一紙有之可二口傳一。○立正安國論。此論文應元年(庚申)御勘文也。此公方御進上論文也。文永六年御自筆安國論有レ之。此本中山本妙寺有之。又建治再治安國論御座也。所詮安國論三本有。公方御進上本。天台沙門日蓮勘文御書云。去文永六年本。建治再治御本。天台沙門無二御座一也(中略)身延山御本公方御本也。是有人持參寶申代三結云々。然間代三結與玉。又二連酒手給けると云々。此時身延山貫主日進御代也云々。此事安國論見聞有レ之(下略)。○爾者本迹兩眼如。同體南無沙法蓮華經體也。去本門もとのまゝとよみ。迹門垂迹心也。あとをたると讀也。○爾者沙法蓮華經如來壽量品題五字。即如來魂有之。迹門佛有爲報佛。夢裏權果無作三身。覺前實佛。此尺覺前質佛云時。さとりのまへにては無作三身云難。是習時うつゝのまへの實佛點習也。○一本迹法門事。日什門徒法理本迹爲二一經分迹一。門劣本門勝也云。然一部修行也。一天目本迹法門本迹一向分。迹門十四品一向不讀誦也。但本門十四品計讀誦也。一富士日興門徒一向方便品壽量品兩品計讀誦。二十六品置也。其上佛像不レ作也。一本跡一致門徒日朗門徒。日向門徒。又六條門徒。此等本跡一致修行也。中本跡一致落居。當門徒日常上人相承也。○智者大師毎日行法日記云。奉讀誦一切經惣要毎日一萬返也。玄旨傳云。一切經要者妙法蓮華經五字也。○神の五幣を五ながれに切事。我等地水火風空五大五さきてまいらする也。此生ばかり眷屬にまいらう也。後生必佛なるべしと。五大五さきてまいらする心也。幣と云字さくとよむ也云云。當時寛正二年比。如此綴肯置也。本成房權少僧都日實在判。相傳云。日得。日立。日惠。日情。日如。永祿八年乙丑三月二十四日本門寺住。」法華宗の教旨。大概右の如し。慶長年間。淨土宗の徒と爭論の事あり。顚尻云。慶長十三年十一月十五日。東城にて淨土宗(廓山)と日蓮黨(日經)と宗論。日蓮黨閉口す。十二月。大久保石見守に命して。邪徒に辭狀を書しめ給ふ。仰下さるゝ旨。欽て承り候。念佛を申。地獄へ落るといふ名言。經釋の中にこれなく候。祖師の所立にまかせ候儀に候間。御前へ然るべき樣子。御被寄仰く所に候。恐惶謹言。極月十一日。池上日紹判。中山日逑判。眞向日感判。藤原日僚判。平賀日格判。碑文谷日揚判。御奉行中。」此文の拙なき歯牙に弄するにたらず。同十四年日經師弟六人於二京師一刑罰せられ。恥を殘し侍る。委しくは本朝四慶宗論記(觀河居士明曆二年述す)。禁斷日蓮義等にあり。

【普化宗】。(フケシウの條にいつ)

【修驗道】。(シユゲムジヤを見よ)

【立川流】又邪流一名立川流と稱する一種の教法あり。是れ固より一宗派と唱ふるに足らされとも。其佛教に起因するを以て。爰に之を擧く。【邪流】一話一言云。三寶院權僧正勝覺(左大臣源俊房息)。勝覺之下仁寛阿遮棃(勝覺の舍弟後改蓮念)。被レ配二流伊豆國一爲二渡世一。具妻俗人肉食汙穢人等授二其言一爲二弟子一。爰武藏國立川云所有二陰陽師一。對二仁寛一習二眞言一。引入二本所一學二陰陽法一。邪正混亂内外交雜。稱二立川流一。構二眞言一流一。是邪法濫觴也。仁寛(蓮念)。兼蓮覺印澄鑁覺明下相承。道範眞弁惠深覺明相二傳秘密瑜祇一。仍彼流不清淨方有レ之。中院流邪法交。龍光院先師源照(圓定房)。下野被レ流。相二傳邪法一。此明澄(尊信房)。賢誓(觀信房)。勝深(一心院圓觀房)。次第相承。仍彼流邪法交也。其後弘眞僧正(文觀房)。後醍醐天皇御謀

フツケ

叛之企御座之時。分爲二御所禱一。弘眞御信仰之間有二威勢一。本雖レ爲二律僧一成二僧正一。披二見處々聖教一。作二書籍千餘卷一。重々大事印信三十餘通。付二醍醐流一造レ之。其中多借レ名事在レ之。無智者見レ之謂密宗最極。更非二實說一。又行二吒枳尼法一。以二咒術一立二効驗一。是醍醐憲深僧正之末流也。所謂憲深僧正。實深僧正。覺雅法印。憲淳道順々々下有二隆譽僧正弘眞僧正一(文觀房)。弘眞跡弟子也。受法不二委細一。邪流血脈。俊觀阿闍梨(後名蓮念三寶院勝覺僧正舍弟也。有二罪過一流二伊豆國一。入室弟子文觀房也)。弘眞僧正(名文觀房。武州立川人也。一義播州之人也。立川本願也)。兼念法。覺印(詣二野山一邪流書籍多廣レ之)。澄鑁。覺明(入二室野山一。道範眞弁惠深)。源照(圓定房高野龍光院住持也。中性院流交二邪流人一也)。明證(澄イ)。賢誓(觀信房)。勝深(一心院圓觀房)。【勸修寺流】交二邪流人一。頁弘。眞慶阿闍梨(名二天王寺阿闍梨一。於二天王寺一隤落)。實賢僧正(三寶院)。隆證僧正(廣澤人理性院)。增瑜(眞慶實子)。明玄(右同)。此外邪流人多不レ載レ之。就レ中於二三寶院一混二亂邪流一人者。野山印融也。於二唐朝一者大藏錄。並開貞元新定等錄。於二本朝一者。八家秘錄野澤兩流之家々目錄之外者。何僞經僞書邪流也。更不レ可レ用者也。「平野幽村入二立川一。黃昏氣冷雨將レ懸。迷雲癡霧今猶暗。因想妖僧邪觀年」七月五日過二立川一。此日屢雨復屢晴。立川村之名。在二武州多摩郡一。昔時妖僧仁寬謫二伊豆州一。與二武州立川之陰陽家者流某一相結。情好日密。遂以二密家所レ傳之義一。混二陰陽之言一。豎二邪義一。日二之立川流。後元建間。妖僧文觀亦據二此義一。作二僞書一以欺レ人。々亦曰二之立川流一。因偶及二此事一云。混外野衲題。王子金輪寺主所レ賦也。今立川村改作二柴崎村一。相傳澁谷金王傳二此流一云。」右佛教諸宗の淵源等を畧叙する者なり。若し其教旨の細密を了せんとならば。宜しく其宗の識者に就て之を問ふへし。

【現今の佛道宗派】明治三十四年調に據るに〇天台宗。同寺門派。同眞盛派。〇眞言宗。同律宗。同御室派。同高野派。同醍醐派。同大覺寺派。新義眞言宗智山派。同豐山派。〇臨濟宗天龍寺派。同相國寺派。同建仁寺派。同南禪寺派。同妙心寺派。同建長寺派。同東福寺派。同大德寺派。同圓覺寺派。同永源寺派。〇眞宗本願寺派。同大谷派。同高田派。同木邊派。同興正派。同佛光寺派。同出雲路派。同山元派。同誠照寺派。同三門徒派。〇日蓮宗。顯本法華宗。本門宗。本門法華宗。法華宗。本妙法華宗。日蓮宗不受不施派。同不受不施講門派。同富士派あり。外に分派なきもの。〇律宗〇曹洞宗〇融通念佛宗〇時宗〇法相宗〇華嚴宗〇黃檗宗あり。

【雜事】その他佛法に於ける種々の雜事を和漢名數より抄出す。云く。〇三藏とは經。律。論をいひ。」〇五覺は衆生覺。聲聞覺。菩提覺。三乘覺。佛覺。」〇四諦(苦集滅道曰二四諦一)は苦者生老病之數。集者聚二集骨肉財物一。滅者寂滅止息。道者懷レ道修行。」〇六如は夢。幻。泡。影。露。電。」〇五滅は不淫邪。不滇行。不殺生。不妄語。不飮酒。」〇六賊(又謂二六盜一或號二六入一)は。喜怒烱見眼也。聽審相織耳也。愛憎香臭鼻也。甞味苦甘舌也。常審思量意也。」〇三覺は戒。定。慧にして。法要有レ三曰二戒定慧一。戒生レ定。定生レ慧。慧生二八萬四千法門一。弘辨禪師曰。防レ非止レ惡曰レ戒。六根涉レ境。心不レ隨レ緣曰レ定。心境俱空照覽。無レ礙曰レ慧。又曰二諸惡一不レ作爲レ戒。諸善奉行爲レ慧。自淨二其意一爲レ定。」〇三聚淨戒は攝律儀戒。攝善法戒。饒益情戒。」〇天台四教は三藏教。通教。別教。圓教。」〇三十日佛號は定光佛一日。燃燈佛二日。多寶佛三日。阿閦佛四日。彌勒菩薩五日。二萬燈明佛六日。三萬燈明佛七日。藥師如來八日。大通智勝佛九日。日月燈明佛十日。歡喜佛十一日。難勝如來十二日。虛空藏菩薩十三日。普賢菩薩十四日。龍樹菩薩十七日。觀世音菩薩十八日。日光菩薩十九日。月光菩薩二十日。無盡意菩薩二十一日。施無畏菩薩二十二日。得大勢至菩薩二十三日。地藏菩薩二十四日。文珠師利菩薩二十五日。藥上菩薩二十六日。盧遮那如來二十七日。大日如來二十八日。藥王菩薩二十九日。釋迦如來三十日。」〇華嚴五教は小乘教。大乘始教。大乘終教。一乘頓教。不思議乘圓教。」〇六通は天眼通。天耳通。他心通。宿住通。神境通。漏盡通。」〇八福田は曠路義井。水路橋梁。平二治險路一。孝二順父母一。供二養沙門一。給二事病人一。救二濟危厄一。設二無遮會一。」〇僧家三寶は佛寶。法寶。僧寶。」〇四恩は天地恩。國王恩。父母恩。衆生恩。」其他略す。

ブツザウ　佛像の我國に入る。欽明天皇の御時。百濟より佛像を獻ず。本邦に佛像あること爰に始る。これより名工輩出して。木石銅像の作大に盛なり。今其事實を畧叙す。欽明天皇紀云。六年秋九月云々。是月。百濟造二丈六佛像一。製二願文一曰。蓋聞造二丈六佛一。功德甚大。今敬造。以二此功德一。願天皇獲二勝善之德一。天皇所用。彌移居國。俱蒙二福祐一。又願普天之下。一切衆生。皆蒙二解脫一。故造レ之矣(日本紀)。欽明天皇十三年。百濟國より佛像を獻る(日本紀)。是日本に佛像ある始也。同十四年夏五月。溝邊直海に入て。樟木の海に浮て玲瓏を取て。天皇に獻る。畫工に命じて。佛像を造らしむ(日本紀)。是日本に佛像を造る始也。推古天皇十三年夏四月朔日。天皇太子大臣及諸王諸臣に詔して。共に同じく誓願を與して。始て銅繡丈六の佛像各一軀を造らしむ。則鞍作鳥と云ものに命じて。佛を造る工とす(日本紀)。是日本に銅繡の佛像を作る始也。孝德天皇白雉元年。漢山口直大口詔を奉て。

千佛像を刻む（日本紀）。是千體佛を作る始也。聖武天皇天平十五年十月。始て大佛營作の事始あり。孝謙天皇天平勝寶四年四月に至て。大佛の像成て。始て開眼あり（續日本紀）。是則今の【南都の大佛】にして。日本に大佛ある始也。文德天皇齊衡二年五月。地震によつて大佛の首落けるが。淸和天皇の時に至て修造なりぬ（文德實錄に見えたり）。治承四年十二月二十八日。平相國淸盛の惡行によりて。此大佛像灰となり。堂舍煨燼となる。壽永二年四月十九日。大宋國の陳和卿をして。始て大佛の頭を鑄させらる。同五月二十五日に至て成就せり。建久元年七月二十七日。大佛殿の母屋。柱二本始て立レ之。同十月十九日上レ棟。法皇御幸あり。建久六年三月十二日供養あり。將軍賴朝卿參詣せらる。後鳥羽院行幸し給ふ。卿相雲客多く供奉す。未時に供養の儀あり。導師は興福寺別當僧正覺憲。咒願師は當寺別當權僧正勝賢なりしとかや（南都大佛の寸尺。朝野群載に見えたり。こゝには畧す）。以上共に和事始に載する所なり。又工藝志料に云く。敏達天皇六年。百濟王某佛工一人（佛工の名詳ならず）を獻ず。天皇乃之を難波大別王の寺に置き。以て佛像を造らしむ。本邦に於て。佛像を造ること。此に始まる。○同十三年。初め百濟國に遣はしゝ所の使者鹿深臣某。是に至て歸來す。鹿深臣彌勒佛の石像一軀を齎ち來る。時に佐伯連某佛像一軀を有てり（按ずるに木像なるへし）。竝に之を大臣蘇我馬子に獻ず。馬子これを尊奉す。鞍部村主馬達等池邊直氷田といふ者あり。亦佛法を信す。馬子因て達等と氷田とをして僧を覓めしめ。以て師と爲し。因て佛法を修す（司馬達等の子孫能く佛像を造る。故に此に揭載して。以て其の原因を知らしむ。但達等の子孫の造る所の者は韓樣の佛像なり。韓樣の佛像の其の由て出づる所は。即ち支那樣の佛像なるべし）。○用明天皇二年。天皇瘡を患へ轉劇し。將に崩ぜんとす。時に鞍作部多須奈。進て奏して曰く。臣天皇の爲に出家して佛道を脩はん。又丈六の佛像（丈六は即一丈六尺なり）。及寺を奉造せんと。乃丈六の木佛像及狹侍菩薩の木像を造り。寺を大和の南淵に造りて之を安置す。是を南淵の坂田寺の木佛といふ。本邦に於て。丈六の木像を造ること此に始まる。○同年。厩戶皇子兵を率ゐて大臣物部守屋を擊つ。時に皇子白膠木を剟りて。四天王の像を作り。以て頂髮の中に置き。而して誓言を發して曰く。今若我をして。敵に勝つことを獲しめば。必す當に四天王の爲に寺塔を起立せんと。皇子の能く佛像を造りしこと以て見るべし。○推古天皇十三年。天皇詔して。皇太子厩戶皇子及大臣以下諸臣と共に誓願を發して。始めて銅及繡の丈六の佛像各一軀を造らしむ。因て鞍作鳥を以て。佛工と爲す。鞍作鳥は當時佛像を作るの秀工といふ。後世鳥佛師と稱する者は即是なり。鳥は司馬氏にして。祖父を司馬達等といふ。支那の人なり。達等の子を多須那といふ。鳥は即多須那の子なり。是より後鳥の子孫及韓國より歸化する所の僧徒。多く佛像を造る。其の能く之を造る者は。僧俗を論ぜず皆之を佛工といふ。○白雉元年。孝德天皇漢山口直大口をして。佛像一千軀を刻ましむ。大口は後漢の靈帝の後裔にして。當時佛工を以て天皇に奉仕する者なり（漢山口直大口が造る所の佛像も。亦韓樣なるへし。韓樣は即支那樣なるべし。然ば即韓樣。支那樣の別。佛像に於ては辨じ難かるべし）。○聖武天皇の御宇。天皇大和の奈良に大佛刹を建つ號して東大寺といふ。而して盧遮那佛の大像を安置す。之れを造るの佛工を國中連公麻呂といふ。公麻呂は本百濟の人なり。其の祖父を德卒國骨富といふ。國の喪亂に依て。逃れて本邦に歸化す（天智天皇の御宇なり）。聖武天皇盧遮那佛の大像を造らんとするに方て。當時の鑄工一も手を下す者無し。公麻呂頗巧思あり。鑄工を督して。竟に其の功を成す。勞を以て。從四位下に叙せられ。官は造東大寺次官但馬權介に至る。大和の葛下郡の國中村に居るを以て。姓を國中連と賜ふ。○後一條天皇の御宇佛工定朝といふ者あり。其の巧遠く衆に超ゆ。定朝は京師七條の人なり（按ずるに定朝の造る所の佛像は。風を唐宋に法とる者歟。是より先一條天皇の正曆二年僧奝然の弟子僧某。佛像を支那より齎歸る。時人これを唐佛といふ。是必唐宋の佛工の造る所の者にして。其の形容當時の人の好む所に適する者ならん）。○治安二年。是より先太政大臣藤原道長。京師の中川に大佛刹を造る。號して法成寺と云。是に於て成る。佛工は即定朝なり。後一條天皇之に幸し。其の佛像の作製の極めて好きを賞し。定朝に法橋位を賜ふ。本邦に於て。佛工の僧官に叙するヿ此に始まる。定朝の子を覺助といふ。覺助の子を賴助といふ。賴助の子を康助といふ。康助の子を康慶といふ。康慶の子を運慶といふ。運慶の子を湛慶といふ。皆佛工を以て名あり。又覺助の子院覺といふ者あり（賴助の弟なり）。能く佛像を造り。遂に一派を成す。是を奈良一流の祖といふ。定朝の子孫及其の門弟子等。各業を傳ふるヿ大率斯の如し。本邦の佛工の業。是に於て大に進步す。○文治二年。源賴朝一佛刹を鎌倉に起てんと欲し。奈良の佛工成朝を召す。成朝も亦康助の統を承る所の者にして。世々興福寺の佛工也。父を康朝と云。康朝。成朝竝に名匠と稱す。○建久六年。是より先。奈良の大佛殿兵燹に罹る。是に至て。復之を造る（佛像舊に仍る）佛工は則ち康慶其の子運慶。定覺及康慶の門弟子快慶なり。快慶は安阿彌と稱す。亦當時の秀工なり。本邦の佛像の精巧なる者は。定

フツケ

朝の創意に起る。覺助。賴助。康助。康慶。運慶。湛慶の六世。能く其の法を守り。且各巧思を極む。故に時人定朝の子孫を以て佛工の正宗と爲す。○永享六年三月。足利持氏等身佛像を鶴岡に造る。○天正十四年。豐臣秀吉京師の東山に大佛刹を建つ。號して方廣寺といふ。釋迦の大像を安置す。像の高さ十六丈なり。秀吉奈良の佛工法印宗貞。法眼宗印兄弟を召し。命じて木を以て之を造らしむ。宗貞及宗印は當時の名匠なり。是の時に當て支那の佛工(其の名詳ならず)來りて。豐後に在り。乃これを召し。漆膠を像に施すと。及び堂の壁に堊することを命ず。支那の佛工乃蠣殼を聚めて。燒て灰と爲し。以て堂壁を塗る。○慶長十九年。豐臣秀賴。京師の東山の大佛殿を再建す。是より先大佛殿震災に遭ひて。遂に廢す。是に至て成る。初秀賴佛像を造らんとして。佛工等を召して之を命ず。時に佛工の妙手甚尠し。佛工等命に應じて手を下す者無し。因て更に鑄工に命して之れを造らしむ。佛像の高さ五丈八尺五寸。蓮花座の高さ二丈。後光の高さ十丈八尺なり(按するに。是の時に當て佛工多しと云へども。而れとも數丈の巨大の者を造るに至ては。其の法を知る者無かりしか)。○同年。征夷大將軍德川秀忠。令を天下に布き。戶每に佛舍を造り佛像を安置せしむ。佛工因て鄽を都會の地に開く。爾來佛工唯意を短尺の佛像を造るのみに用ひて。巨像を造るに用ひず。而して小像を造るも。亦其巧往古の佛工に及ばず。今に至て仍然り。」右その梗概を知るべし。また【彫工竝に彩色のこと】に就て雜話あり。爰にその一二をあぐ。鹽尻云。佛像淨衣四色。青黑。大威德明王。六字明王。降三世明王。軍陀利夜叉。金剛夜叉等也。黃色。藥師。尊勝。一字金輪。延命。如意輪。地天供等也。赤色。彌陀。愛染。歡喜天。白色。北斗尊星王。炎魔天。佛眼。文殊。訶利帝。鎭星。妙見等也。鈍色。不動。大黑天寶帒。香染。千手。鹿皮。不空羂索。如此の類猶多し。今其一二を擧ぐ。像を作り或は畫く者。今大概妄意の彩色を施す故。儀軌の說に違へる者少からす云々。貞丈雜記云。【佛像の眼に玉を入る事】奧州の基衡。毛越寺の金堂を修造し。丈六の藥師同十二神將の像を。運慶に作らせし時より始ると。東鑑卷九に見えたり。」南谿の東遊記云。藤原基衡最佛法に歸依し。毛越寺圓隆寺嘉祥寺等を造立す。佛工運慶をして丈六の藥師如來。及び十二神將。其他佛像若干を造らしめんとして。まづ運慶方へ使者を遣し贈り物す。其の品。一金百兩。一鷲羽百尾。一七年間中經り之水豹皮六十枚。一安達絹千匹。一希婦細布二千端。一糠部駿馬五十疋。一白布三千端。一信夫文字摺千端。猶此外に奧羽の產物珍奇を盡して取揃へ運慶に送る。運慶是を得て大に悅び。又奧州の練絹を稱美す。使者歸て此由をいひしかば。基衡又練絹を三艘の船に積て別に運慶に贈る。運慶悅び。みづから件の佛像をつくり。玉眼を入て。三年の間に功を終り。奧州に送ると云。佛像に玉眼を入る事。此時より始れりと也云々。」柳菴雜筆云。【洛東の大佛】は。釋迦牟尼佛なる事論を待す。然るを南禪文英叟淸幹長老の書たる鐘銘に。天正十六戊子夏之孟。相攸於二平安城東一創二建大梵刹一安二立盧舍那大像一矣と見ゆ。翻譯名義集に。盧舍那此には光明徧照と云。釋迦牟尼此には能仁寂默と云。さすれば盧舍那と釋迦牟尼とは各別なるを。淸幹長老。一體と思れつるか。いふかしきとなり。或は毘盧遮那は法身。盧舍那は報身。釋迦牟尼は應身と表して。三身一體となると云說に依ていへるにや。然れとも三に分れはならぬ故に。三に分つれば。盧舍那と釋迦と一なりとは云かたし。偖此大佛豐臣太閤の作られしは塑像にて。南都法工宗貞法印おなじく弟宗印法眼なりとかや。然るに慶長元年閏七月十二日地震にて崩れたりしかば。其跡へ信州善光寺の如來を迎えたりしに。同二年八月十八日太閤薨御。二十二日大佛殿供養と云は。太閤は銅鑄に意なかりしと知へし。同七年改て銅像となされけるに十二月四日鑄工の失火に依て。大佛殿燒失したりしにより。十五年六月に至て。銅像はしめて成就せり。此銅像寬文二年三月二十四日の大地震に。破損せしにより御首をは取おろし。佛體の中へ七寸角千本も立て傾きを修理しけるに。五月朔日また大地震起り出し。此度は佛體もみな破壞せしにより。新に木像を作られ。舊き像をば同八年より天和三年まで。十六年の間。江戶龜井戶にて錢に鑄られしと也。此錢今現存する文錢にして。銘は辻左兵衛大尉狗高庸の書なり(寬永錢譜に松平信綱の建議なりと云とも。信綱ぬしは寬文二年三月十六日卒去なれば。大地震より八日前に當る。或は信綱主の議に依て。これを毀ち始しころ。偶然に地震にゆりつふせしか)。京都富小路二條下る處。願正寺に。大佛殿出來入目覺。一金千四萬二千三百八拾枚(此米高百三拾四萬七千百六十石貳斗)。一銀二萬三千七十四貫目(此米高百三拾八萬四千六百四十石)。一米二十三萬七百石。三口合。米高貳百九十六萬八千五百石二斗。慶長十八年三月六日增田右衛門尉。板倉伊賀守殿。算用仕立申者也。と云書付あり。金壹枚に三十一石七斗八升七合六勺餘に當る米相場なり。金一枚に銀五百二十九匁七分一釐餘の相場と知へし。次に二百九十六萬八千五百石二斗を金に替ては九萬三千三百八十五枚餘に當る。今時の小判にて二百三十三萬四千六百二十五兩許(金一枚二十五兩の法量)に易へし。米は今小判一枚に一石二斗一升五合五勺の法量(今錢百文に一升九

合五勺餘)なれば。工匠の利多かりしと思へし(今にても金一兩渡すへき處へ。一石二斗七升一合五勺渡さは優なるへし)。【奈良大佛】ナラの條にあり。

【石佛像】を造りしとは。工藝志料に。敏達天皇十三年。是より先。天皇鹿深臣某佐伯連某を百濟に遣す。是に至て還る。鹿深臣某彌勒佛の石像一軀を齎ち來る。是より後本邦の石工これに倣ひ石を刻て佛像と爲す(大和國高市郡高取山の奥。壺坂寺奥院に。五百羅漢の石像あり。上古本邦の石工の造る所の者なり。又欽明天皇の御陵の邊を掘て。得たる所の石像あり。其の像たるや人像あり獸像あり。狀形頗奇異なり。亦當時の石工の造る所の者なり)。爾來石を刻て。神像(後世に至ては神像甚尠し)。佛像(佛像は古より今に至て多し)。及獸像(後世に至て。多く造るは獅子狛犬なり)を造ること盛に起る○建久七年。後鳥羽天皇詔して。大和の奈良の東大寺の中門を建て。石を以て獅子を造り。以て其の內に置かしむ。又詔して。堂內に石を以て。脇士及四天王の像を造らしむ。石工は支那人(宋朝の人なり)六郎等四人なり。六郎等曰く。日本國の石は彫刻に難し。宜しく之を支那に購求すべし。朝廷因て使を遣はして。石を致さしむ。其の運輸の雜費の米三千餘石なり。本邦に於て。外邦の石を以て物像を造ること。此に始まる(獅子今尙ほ存す)。○安永三年。安房國平群郡保田村の日本寺の僧愚傳といふ者あり。日本寺の後山に窟あり。窟中に五百羅漢の石像を安置せんと欲し。これを衆に募化す。三年に滿たずして羅漢五百軀及佛五百軀を造る。此の山中元より石佛數十體あり(傳說には聖武天皇の御宇に造る所の者なり。其の後平城天皇の御宇。又これに造加ふ。文德天皇御宇。又造り加ふ。凡て五十三體なりといへり。此の事傳說の外に確證なし。而れども聖武天皇より文德天皇に至て。其間石を以て。神佛の像を造ること多し。此石像恐らくは。其の間に造りし者なるべし。山城の笠置山の石佛。又豐後の耆闍堀山の羅漢の石像。播磨の龍野の羅漢の石像。竝に數百體あり。亦た殆千歲の舊物なるへし。時代詳ならざるを以て因て附して此に辨ず)。此の時造る所の者を併せて。共に一千五十三體なり。近世に於て。石を以て佛像を造ること。之を以て盛擧と爲す(所用の石材は伊豆より運輸すといふ。所謂伊豆石なりといへり)。また擁書漫筆云。桂川地藏記後勘に。天竺育王造立之塔婆。漢家眞人變化之黃石。我朝拘盧尊佛率都婆。日光山寺不動尊。出流之觀音。岩船之地藏等。皆是靈驗奇特之石像也とありて。出流之觀音の旁註に。下野國佐野庄。岩船之地藏の旁註に。下野國と見ゆ。拘盧尊佛率都婆。日光山寺不動尊にもおなじく。旁註ありつらんに。寫もらせしなるべし。日光山寺は下野なるといちじるしけれど。拘盧尊佛の在所おぼつかなし。ひとゝせ余が相模國築井縣に紅葉見にまかりしに。青山村と云所より西の方に。鳥屋の蛭が嶽とて。天雲にそびえて見えしを。かの嶽の巓に黑尊佛とまうして。いく千代ふりけん知らぬ大なる石佛のたゝせりと。嚮導者のかたりしは。それなるべくや。黑尊佛と拘盧尊佛は音かよへり。またこの記に。東國の石像のみいひつられたる中なれば。かたぐゝよしありげなるがうへに。他所にさる石像もをさくきこえざれば也。拘盧尊佛のゆゑよしは。賢刧經第八。千佛興立品第二十一に。佛言拘留孫如來至眞等正覺所レ生土地城名二仁賢一。王所レ治處。姓曰二迦葉一。父名祠祀施。梵志種所レ生。母字維耶妙勝。子曰二上勝一。侍者名二覺意一。智慧弟子名二維頭一。神足曰二杪見一。其佛身光照二四十里一。一會說教四萬比丘。二會七萬。三會九萬。皆成二聲聞一。佛在世時。人壽四萬歲。正法得レ住二八萬歲一。舍利竝合作二一大寺一とみえ。大寶積經第九密跡金剛力士會第三之二。佛說七佛經。毘奈耶律第五十。現在賢刧千佛名經。翻譯名義集一の卷諸佛別名第二。などに出たるを閱てしるべし。」【本朝四佛工】は。定朝(後一條院時人位至二法橋一及二一人一佛工之祖。位レ朝爲レ始也云々)。運慶(後鳥羽院時人也)。安阿陀佛(運慶之弟子也)。湛慶(運慶之子也)。右佛像の由來を知るべし。

ブツシヤウヱ　**佛生會**は。四月八日に行ふ。又浴佛。灌佛など云ふ。釋迦の誕生日に行ふ法會なり。凡諸寺院灌佛會を修す。諸品の花を以て小堂を飾る。是を花御堂といふ。其內に小き釋迦の像を安置し。甘草等の香水を灌ぐ。是を甘茶と云。事文類聚佛運統記。周の昭王二十四年甲寅四月八日。中天竺國淨飯王の妃。摩耶氏太子悉達多を生云々。浴佛功德經。清淨慧菩薩佛に白して言く。世尊若佛在世。及滅渡未來世の中。諸の衆生云何か佛を浴せん。佛言く。我汝が爲に浴佛の法を說ん。諸の供養の中最殊勝とす。衆の香湯を爲り。淨器の中に置き。先方壇を作りて妙牀座を敷き。上に佛を置き諸の香湯を以て。次第にこれを浴し。香水を用ひ畢て。復淨水を以て。其像を淋洗し。人各洗像の水を少しばかり取て。自らの頭上に置。初像上に水を淋くの時に。此偈を誦して云なり。我今諸の如來を灌浴す。淨智功德莊嚴五濁の衆生垢を離れしめて。願くは如來の淨法身を證せん云々。續日本後紀に云。仁明天皇承和七年三月。律師傳燈大法師靜安を清涼殿に請ふて。始て灌佛の事を行ふ(是灌佛の始也)。公事根源には。佛生會は推古天皇の御時に始まるとあり。」和漢三才圖會云。四月八日。造二山形一掛二佛誕生狀一。以二金銅一作二五寸六分釋迦像一。而立二金鉢中一。前設二一大鉢一。衆僧修レ法焉。是世尊生二於倶毘藍城一。時天龍捧二產湯一之象。

按推古天皇元年。始佛生會行。蓋周四月當二今二月一。然不レ抱二月建一而用二四月一矣。」按するに。灌佛月日のこと。三才圖會にいへるごとく。月建に抱らす。四月を用ひしにて。あながち浮屠氏の不經にはあらず。涅槃會の月日とおなし事なり。さてこの佛會は前にいへる通り。禁中にても行はれしことなれは。諸國寺院にてもおなしく執行せり。その式は江家次第。公事根源等に見えたり。

フツリヤウ イムド 佛領印度は。安南。交趾及び柬埔寨を云ふ。後陽成天皇慶長六年五月。安南國大都統某使を遣はし上書し。奇楠香。白熟絹。孔雀子等數品を獻す。七年安南使を遣はし。我船の侵掠を禁せんことを請ふ。是れ我邊陲の民明の兇民と比黨し。連年明の邊境及び西南諸國を侵す。到る處焚掠せさるはなし。安南最も其害を被るを以て。之を遏めんことを請ふなり。家康乃ち令を沿海諸州に下し。之を逮捕せしめ。安南に答書して亂民既に誅に伏するを報ず。」八年四月柬埔寨使を遣し。上書して獅角八箇。鹿皮三百張。孔雀一羽を獻す。是より先き柬埔寨内亂あり。家康其請に應じて兵器若干を遣る。故に前年の賜を拜し。且之に報ずるなり。家康答書して太刀二十口を酬ゆ。」五月。安南大都統瑞國某書を上り。方物を獻し。以て隣交の信を表す。家康之に酬るに長太刀十柄を以てす。」九年七月呂宋來聘して。書を幕府及び島津氏に致す。安南倶聘して書を上り。方物を獻ず。」十一年八月太泥使を遣はし。海寇を禁せんことを請ふ。」十三年柬埔寨書を上り方物を獻ず。」十五年八月柬埔寨使を遣はし。侵畧を禁せんことを請ふ。元和四年十月幕府船本顯定を安南に遣し我商民を鎭す。九年柬埔寨の船漂て筑後に至る。寛永元年五月。安南使を遣して。寶枕香木等を獻じて。利劍匕首。細腰刀各十柄を給はらんことを請ふ。七月柬埔寨書を幕吏長谷川權六に致して。嘗て暹羅と戰ふの故を以て。通信の疏なりしを謝し。奇楠香一枝を贈り。舊に依て互市相親まんことを請ふ。」二年正月幕府書を安南に與て。通商の渝らさるを答へ。且去年の贈を謝し。太刀。大腰刀。小腰刀各一十口を酬贈す。」東山天皇元祿二年。安南使を遣はし。通商を復するを請ふ許さす。」五年安南の漂民を送還す。六年安南使を遣し。之を謝す。明和二年十二月常陸の民安南に漂到す。」三年六月陸奧の民安南に漂到す。」四年七月陸奧の漂民安南より歸る。」光格天皇天明七年。安南人長崎に漂着す。」寛政六年十一月。陸奧の民安南に漂到す。」七年十二月。陸奧の民安南より歸る。」右は唯〻見當りしままを揭ぐるのみ。

フデ 筆は。もと漢土の製に倣ふものにして。是大抵兎。羊。鹿。狸の毛を以て。筆材と爲せり。今其創製及造法等を示すこと。左の如し。和漢三才圖會云。筆所二以書一也。許叔重云。楚謂二之聿一。吳謂二之不律一。燕謂二之弗一。秦謂二之筆一。博物志曰。秦蒙恬始造レ筆。或云。舜始造。古今注云。自二古有二書契一以來便應レ有レ筆。非二蒙恬始造一。但以二枯木一爲レ管。鹿毛爲レ柱。羊毫爲レ被。是即秦筆而蒙恬所レ製。物原云。伏犧初以レ木刻レ字。軒轅易以レ刀書。虞舜造レ筆。以レ漆書二於方簡一。邢夷作レ墨。史籀始墨二書於帛一。仲山作レ硯。蔡倫作レ紙。五雜爼云。古人書二鳥文小篆一似二不レ用レ筆亦可一。自二眞草八分興一而筆之權遁重矣。漢張芝。魏鍾繇。唐王右軍。皆用二鼠鬚一。歐陽通用二狸毛一爲レ心。蕭祭酒用二胎髮一爲レ柱。晉張華用二鹿毛一。」按。筆始作出者。彼此不二一決一。蓋古之筆不レ如二今之製一。今筆蒙恬所レ始也(史記毛穎傳云)。毛穎中山人蒙恬截以歸。秦始皇封二管城一號二管城子一。累拜二中書令一爲二中書君一(皆以爲二筆異名一)。然則習二事於毛穎一。而蒙恬所レ造矣。凡筆以二兎毛一爲レ上。軟而耐レ久(越後白兎之毛最佳)。鼠鬚鼬毛亦佳。狐毛微赤色軟而耐レ久。亦次レ之。狸毛黑色腰弱末強(肥前之狸毛爲レ上)。今多所レ用者鹿毛也。有二白赤二種一。尚書所レ謂中冬鳥獸毨毛(和名布由介)。不二細柔一而白。夏月徐長(俗云夏毛)。變色微赤而強。出二於四國一者佳。夏毛出二於羽州秋田一者爲レ良。」又文藝類纂云。筆。布美天(和名抄)。ふむで。ふて。花の木(八雲御抄。異名なり)。心の使(藏玉集)。心の鏡(同上)。心のしるべ(同上。並に異名なり)。心のすさみ(藻鹽草)。心のすそ(同)。筆の始も紙と同しかるへし。姓氏錄在京未定雜姓に。筆氏あり。曰く。燕相國衞滿公之後也。善作レ筆預二於十一流一。因レ玆賜二筆姓一とあるも。當時の韓人にて歸化せし筆工なるへし。然れとも其後如何なりしや。大寶年間に至りては。其製造亦圖書寮の管する所にして。職員令義解。圖書寮の下に。造筆手十人掌レ造レ管と見えたれど。如何なる制にして。何の毛を以てせしか詳ならす。又延喜民部式(下)に。年料別貢雜物を載す。其中に筆を貢する國は。伊勢(百管)。尾張 同上)。參河(一百五十管)。遠江(一千管)。駿河(一百管)。甲斐(三十管)。相模(一百管)。武藏(同上)。上總(同上)。下總(同上)。常陸(三百管)。近江(二百管)。美濃(一百五十管)。信濃(一百三十管)。上野(一百管)。下野(同)。陸奧(同)。越前(五十管)。但馬(八十管)。因幡(八十管)。伯耆(同)。出雲(五十管)。播磨(一百三十管)。美作(六十管)。備前(一百管)。阿波(八十管)。伊豫(百管)。太宰府(一千一百二十管。兎毛。鹿毛各五百六十管)。以上皆其國工の造れる者なるへし。然れとも太宰府の外は。是亦其何毛なるを言はす。只同書圖書寮式に。凡造筆長功。日兎毛十一管(狸毛同上)。高毛三十管とあるに據れは。其毛概

兎。狸。鹿の三種なり。且其用を異にすと見えて。凡兎毛筆一管。寫二眞行書一一百五十張。注一百張。墨一廷。書三百張。鹿毛筆一管とあれと。我國は古より。多く鹿毛を以て作りしこと。萬葉集(十六)爲レ鹿述レ痛歌に。吾毛等者御筆波夜斯吾皮者御箱皮爾なと言ふことも見え。淸少納言の枕草子(宸翰本)に。筆は冬毛みめもよしとあるも。鹿毛に夏冬の別あるによりて起れる名なり。既に夏冬の間なるを。秋二毛といへるが如し(高忠聞書)。其夏毛は赤色を帶び。冬毛は白色なるより。今も赤色なる馬毛筆を夏毛といふに至れり。異制庭訓往來に。書二色紙一者可レ用二夏毛一といひ。七十一番職人歌合に「なひくほどいかゝゆはまし我爲に。夏毛の筆の心こはさを」とある是なり。支那にても晉より趙宋に至る迄。鹿毛を第一とせしよし高木紹安いへり。羊毛の行はるゝは明末より淸に至りて盛になりしなり。又狸毛をも重せしは。遍照發揮性靈集(四)。奉二獻筆一表ありて。狸毛筆四管を。筆生坂井名淸川に造らしめ。支那の法に據るを陳す。又東宮にも狸毛筆を奉る。筆生槻本小泉の造る所とあり。當時狸毛筆の行はれしこと見るべし。又兎毛も白氏長慶集(四。樂府)。紫毫筆の句に據れば。唐人も重せし故。延喜頃よりは行はれしこと。七十一番職人歌合の詞に。「兎の毛はうらをもてみえぬか大事にて候」といへる詞あれば。後世にまても用ひしなり。然れとも方今は多く用ゐる者なく。鹿狸馬の三種を以て至用とす。中古一種藁筆あり。和名抄に和良不美天といふ。夜鶴庭訓抄にも之を用ひることを云ふ。且つ庭訓抄には鷹筆をも用ひること見えたり。皆大字の用と見ゆ。さて官用の筆工絶えてより。何人に命して作らしめしか詳ならず。後世は雍州府志(七)に。筆工小法師造二大筆一。小筆一獻二禁裡院中一。其外河原町祐仁。京極南裏辻等爲二巧手一。凡造レ筆謂レ結レ筆。其造レ之者稱二筆結一。多以二福字一爲レ氏。相傳弘法大師入唐歸朝日。誘二中華筆工福氏人一來。今稱レ福者其裔也」と。福字の姓ある筆工造法日本總鹿子等に見えたり。【造法】筆を作るに。何の獸毛に關せす掌中に置き。筆粉(稻米穀の燒き灰にしたる物にて。筆毛を販く家にて。筆粉といふ)を撒し。兩掌にて摩擦し。獸毛の油膩を去り。上下を齊しく整頓し。櫛を用ひて。これを梳す(其櫛鍮石にて作る細齒の櫛にて別に製するなり)。梳し終りてこれを舐り。筆の細大に隨ひて厚薄を定め。鹿角菜煎汁(始終此煮汁にて整ふるなり。下同し)を以て一寸餘に粘着せしめ。其中逆に雜れる毛を撰ひ。小刀の尖にてこれを去り。心を作りて其上に中毛を纒ふ(粗品には中毛を用ひず。中毛は心の尖より少し下げて被するなり。中古用ひる和筆は。其上を紙にて半許これを包み纒ふ。此の如くして其毛を舐り集め。小刀の刃を伏せて。筆尖に向ひ。數十度これを擦て。其の毛を整頓す。これをけづり又したてると稱して緊要とす。筆の優劣此時に在りといふ。其上に上毛を被らしむ。其毛を周圍に遍からしむる許を小刀にて分ち取。能く梳り疏して中毛より又一層下けて周圍に被しめ。其上毛の本を麻絲にて紮り。其緒餘を筆管中に通し。毛を管端に容るゝなり」と見えたり。以上筆の由來且つ造法を知べし。近來それ〳〵有名の筆工師も出て。其製も大に精妙に至れり。桃洞遺筆云。幽人筆とて奥州仙臺にて。末の松山の松毿と。宮城野の胡枝花莖とをもて。筆管を造る。此二筆は仙臺の名品なり(直云。備前の登々莽の古詩韻範に。淸人朱綠池が。肥の長崎に來りてつくれる。此二筆の賦一篇を附せり。宮城野萩。壽衞山松。二筆賦以レ題爲レ韻とありみるへし。本邦にて萩の字。はぎと訓ず。その誤きたること久し)。松毿にて造るものは幽人筆なり。唐馮贄が雲仙雜記に。汗漫錄を引て曰。司空圖隱二於中條山一。芟二松枝一爲二筆管人問レ之。曰幽人筆正當レ如レ是」といひ。又嬉遊笑覺に。隣女晤言に。草庵集連歌に「古き筆きり〴〵すとや成ぬらん(頓阿付句)。壁の中にそふみはなさめし」。草庵諺解難注に。晉于寶が搜神記を引て曰。朽葦爲レ蛬也云々。前句の作者。葦字。筆字に似たるを誤り見てせしと見え侍る云々といへり。今按るに。さにあらす。徃古より既に古筆のきり〳〵すとなるをいひ來れりと見ゆ。秘藏抄に「筆津虫秋も今はと淺ちふに。かたおろしなる聲よわるなり」。筆津虫は蛬をいふ也。古筆のなるなりとあり。此說もいかゞあらん。秘藏抄の說も古筆のなりしなるべし。そはともあれ。禿たる筆の形をいふ。きり〳〵すと云へは自らきれたるさまにも聞ゆれば也。こは瞿麥のすゝきになりたるといへると同じほどの言なるべし」などいへり。かゝることも亦博聞の一端なり。書家各流に依りて。筆の形異なることは。文藝類纂に圖解あり。今圖を略して。唯々其の說明のみを揭ぐ。云く。世尊寺流(筆の穎尖り柔强兼毛にて造る白色なり)。近衞流(黑色の强毛にして先尖り腰强し)。定家流(白毛强柔を兼れ先細く喉に少しく肉を持たり)。光悅流(狸毛にて先細く剛し)。鳥飼流。傳內流(先短く剛柔兼毛白色)。大橋流(先長く白柔毛なり)。延文筆。粟田御殿流(鹿の柔毛にて造る)。勝守流(是は京師勝守氏の我名を付たる印紙の通稱の弘りて筆の名となりたるなり)。持明院流(白色の鹿毛。剛柔を兼れ。其管朱色管內の小軸黑色に染む)。大師流(青毛の强毛鹿にて作る。先短く管白し)。松花堂流(青毛の强毛。八幡山一山の諸坊皆此筆を用ゐるなり)。廣澤流(鹿毛にて强く。腰に夏毛を纒ふ。穗は青馬毛なり)。烏石流(廣澤流に同し。腰に紅毛を纒ふ)。東江流(白毛鹿にて剛柔を兼

ぬ藍毛を間ふること三條なり)。千蔭流(瀧本流にして形異なるのみ)。菱湖流(鹿毛を用ゐ。腰に繭を入る。水筆の製これにてなる)。眞書き。此筆大阪の文人創意して作れるものにて。支那に法せしに非らず。管を二重。三重にして。毛を縛し。其絲餘にて管に引き入るなり。支那。朝鮮にも無して。只我國にのみ有る筆なり(右造法以下。紹安高木壽穎の錄する所なり)。

フテフ　符牒は。隱語なり。工商等にて用ゆ。兎園小説に。隱語(かくしことば)の條あり。曰く。唐土に市語あり。委巷叢談に見えたり。吾邦の工商おの〳〵その職業によりて隱語あり。屋根屋にて熱き飯と。冷飯とをまじへしを。ふる板まぜといひ。縫はく屋にて。から汁にむきみを入れたるを雪に千鳥といへり。これに似て非なるものあり。忌詞といひ。謎語といひ。方言といひ。記號といふ。是なり。今その一二をいはゞ。忌詞は延喜式に。神言の內外の七言を載せたればいとふるし。今も雨をおさくり(滑稽雜談)。寢るをいねつむ(世事談綺)といふは。正月の忌詞なり。謎語は。鑷子を南方といへば。不毛の意なり(毛吹草)。豆腐に紅葉を付くるはかうえうにとのこゝろなり(堺鑑)。方言は出羽にて。アヰベチヤ。コイチヤ。ゴサモセチヤといひ。大和にて。テイテイゴザレ。ソウハッチヤカダッカ。ケンズイ。エソマツリといへる類にて。なほ詳には越谷吾山の物類稱呼に。諸國にいへるを載せたり。この因にいはゞ。都下にて無賴の徒の常言を目して。センボウと云。愚なるをはれと云ひ。錢なきをひつてんといへるなど。擧ぐるに遑あらず。これ一種の方言ともいひつべし。記號は詫もの。茶及び烟草店。皆各の記號をもて。數目をしるす(末項參考)。此類藥種屋。紙屋にても異なり。俗に是を通りふてうと云ふ。商家各〻別に記號あるをもてなり。大路を魚或は野菜など荷ひ鬻るものゝ云ふもの。一をソク(ヨロヅともいへり)。二をブリ。三をキリ。四をダリ。五をガレン(又メともいへり)。六をロンジ。七をサイナン。八をバンドウ。九をガケといひ。一緡を一萬石。二緡五十錢を奴ともいへり。さて商賈はもと利をもて世わたる業とするものなれば。さる隱語もいで來るは。自らの勢にて。和漢ともに人情の常なりけり。僧徒に隱語あるは又ふるし。東坡志林に。僧謂レ酒爲二般若湯一。魚爲二水梭花一。雞爲二鑽籬菜一といへり。また一休はなしに。一休和尙の蛸をもとめられて。千手觀音蛸手多と云ふ頌を作られしも。その比の隱語なるべし。今も酒を唐茶といひ。蛸を天蓋といひ。妓童(カゲマ)を善男子。衣服のなきものを誕生佛といへり。去りし比。山岡明阿の話どてきけるは。甲斐の身延山の僧徒の隱語に。女の事を花といへり。ある時一寺の門前を。女の通りけるを。僧の見てよき花のとほるはといへば。一人の僧たてぬかといふ。答へて。花瓶がないといひけるとかや。花瓶とは。金の事なりとぞ。かねなくて心にまかせぬといへることなるべし。また盜賊の隱語とて。ある人のかたれるは。土藏を娘といひ。犬を姑といへり。たとへば某の所によき娘あり。見ずやといへば。一人の賊いへらく。しかなり。おのれさいつ頃。ゆきてあたり見んとおもふに。しうとめのいとやかましういひければ。折わろしとおもひてやみぬなどいへるとぞ。これらは作りまうけしものにもやあらんかし。されど。これらの事あへてなき事ともいひがたし。物に見えたるは。臥雲日件錄に。盜賊中有二隱語一。曰二止湯一。曰二合沐一。曰二錢湯一。錢湯者不レ論二貴賤一。各領レ所レ盜。曰二合沐一者。諸賊等分二其財一。曰二止湯一者。不レ論二多少一。所レ盜歸二賊中首一也とあるを見れば。その來れることも亦久しと云ふべし。また劇場にては。趣向を世界といひ。意地わろきを皮肉といふ。茶屋にては。物を小がひにするを久松といひ。贔を行德といへり。また遊女の隱語あり。ぬしとは客人を始め敬する人をいふ。さとゝはやぼと同意。さはりとは月の不淨を云ふ。今は大かた行水といふ。げびさうとはさもしき事。おかんとは正月中の節の食ものなり。まがきとは廛と落間のあひだに立格子戶の所をいふと。寫本洞房語園に見えたり。武野俗談後篇に。契情遊女は。その家々にて。かくし詞。相詞。又はふてう辭などありて。昔より客の聞きしらぬことを。女郎同士は。いひさやぐことにて。外へは何といふこと。しれわからぬやうにすることなり。松葉屋にては。聊も鄙しきふてう辭をつかはずして。瀨川が作意にて。源氏六十帖なりといふ。風流の事なり。今にかはらずその通りなり。その一二をだにしるす。はゝき木とは。間夫を云ふふてうなり。ありとは見えてあはぬ君かなといふ歌の心なり。かゞり火とは。やりてといふ事なり。心の火を燒きたり。消したり。ものおもふと云ふ心なるべし。蓬生とは。たばこの事なり。夕顏とは。うらに來る客の事。「よりてこそそれかとも見め。たそがれにほの〴〵見ゆる花の夕顏」といふこゝろなるべし。朝顏とは。後の朝のこと。雲隱れとは。きれた客の事。唐衣とはきのしやの事。葵とは錢のことなり。柳里恭の獨寢といふ隨筆に。女郎仲間にて。こよひはよい客じや。あしき客じやなどいひて。物がたるに。唐音にて云ひたきものなり。といひしなり。長崎にては。內になしや。此ごろはこちのおもたくは。何してやら。すつきりおとづれさへなく。さりとは。樵平こんにやくしんとがりじややらひやうあどないはなしにて。すまして置けりとぞ。その次に。皆さまがた。客の前にて川ひ給うて。よき唐音のかたはし記し

て。こゝにおく。嫖子。けいせいのことなり。面的不好。これはきつう顏ばせのわるいなり。看々。あれを見よといふこと。弃茶來。茶をもてこいと云ふこと。酒兒。酒の事。老臉皮。つらのかはの厚いこと。未曾去。まだかへらぬといふことなどしろされし。また閨中の隱語に。をしのふすま。羽をならぶろ鳥。鷸のあさり。帆引ぶれ。つながぬ舟。月ごもり。さやの中山。甲斐がね。碓氷の山越。よろぎの磯ぶりなどいへることのありとしもきゝたれど。そのよし辨ふべからず云々。今俗の隱語に。遣漏あまたあり。かぶ伎ものゝハチル。ヒヤメシ。クニチキル。人形づかひの左平次。トン兵衞。ポットセイ。幇間は。とがりと云ふ。カミ。セメ。シハラ。鳶のものゝテンボウ。オモタカ。屋根フキ。大工のヒヤカスなど。猶いくらもあり。

【藝妓の隱語】は座敷にて手指を使用していろはを表し其の意を通ず。○いは人さし指と親指にていの字の如くになすなり。○ろは船の櫓を漕ぐ手附をなすなり。○はは口中の齒を指さすなり。○には肩に天秤を當て物を擔ぐ眞似をなすなり。○ほは頰へ指さしをなすなり。○へは人差指にて文字の如き形を示す。○とは手にて戸障子を明ける仕草をする。○ちは胸の乳へ指さしを爲るなり。○りは手を握つて鈴を振る手附をする。○ぬは針仕事をする眞似を爲るなり。○るは人差指と親指にて先を合せ圓くなす。○をは小撚を拵へる眞似を左右の指にて爲る。○わは左右の人差指と親指とて丸く輪違になすなり。○かは手を指の先にて掻く。○よは額へ右の手を握て當て左の手を下げ酒に醉たる仕打を爲す。○たは左りの手の掌を右の手で叩く。○れは左右の手を前へ出し頭を下げお辭儀をなす眞似を爲る。○そは衣類の袖へ指をさす。○つは手を指の先にて抓る。○ねは肱を一寸頭へ附け手枕の形を爲るなり。○なは手を目に當て泣く眞似を爲る。○らは左右の手を握つて口に當て喇叭を吹く仕打をなす。○むは口を結ぶなり。○うは上へ指さしを爲る。○ゐはいに同じ。○のは咽喉へ指さしをなす。○おはをに同じ。○くは口の先にて左右の手で物を食ふ眞似を爲る。○やは弓を引く眞似を爲る。○まは眉へ指さしをなす。○けは頭の毛チョッと摘むなり。○ふは人差指と親指の先を合せ口の先にて開きフト吹くなり。○こは赤兒を左右の手にて抱へる眞似をなす。○えは衣類の襟を指の先にて扱くなり。○ては手を開いて見せるなり。○あは頭に手を當てる。○さは左の人差指へ右の手の二本を合せ片假名のサの字の如き形をなす。○きは左りの人差指と中指二本へ。右の人差指を合せ。片假名のキの字の如き形を示す。○ゆは左右の手を下げ幽靈の眞似をするなり。○めは人差指で眼へ指さしなす。○みは耳をチョッと摘むなり。○しは指の先にてしの字を書くなり。○ゑはえに同し。○ひはしに同じ。○もは左右の人差指にて牛の角の形を拵ゆる。○せは脊へ指さしをなす。○すは左右の手にて摺古木を持ち物を當る眞似を爲すなり。○濁音は手を二度握るなり。

【商家の符牒】古來用ゐて今に至るものゝ二三を揭ぐべし。【米商】一ア。二キ。三ナ。四イ。五ノ。六メ。七デ。八タ。九サ。【酒】三十圓ウロコ。四十圓ツジ。五十圓チテ。六十圓リヤウ。八十圓ハン。九十圓キハ。百圓チシヤウ。同ボウズ。同チヨン〳〵。【魚】一イ。二ロ。三キ。四ヨ。五カ。六ろ。七矢。八鐵。九へ。【吳服】一本(モト)。二千(セン)。三原(ハラ)。四夕(ユウ)。五吉(ヨシ)。六大(ダイ)。七才(サイ)。八末(スヘ)。九平(ヒラ)。十川(カハ)。【荒物】一大(ダイ)。二へ(ヤマ)。三△(ウロコ)。四╳(ツジ)。五⧖(カタリ)。六8(リウ)。七⧖(シヤク)。八⌧(ヌケ)。九久(キウ)。十○(マル)。【靑物】一万(ヨロヅ)。二ハラブリ。三キリゲタ。四ダリ。五目(ガレン)。六ホウイテ。七セイナン。八バンドウ。九キハ。十チヤウ。【煙草】一イ。二ロ。三ハ。四ニ。五ホ。六へ。七ト。八チ。九リ。十ヌ。【木綿】一イ。二セ。三マ。四ツ。五ザ。六カ。七チ。八ラ。九シ。十ブ。百子。【茶商】一ノ。二ハ。三山。四レ。五○。六⊖。七吉。八メ。九申。【材木】一本。二ロ。三ツ。四ソ。五レ。六タ。七ヨ。八山。九キ。【小間物】一二伊。三四五勢。六モ。七ノ。八方。九リ。【書林】一オ。二コ。三ソ。四ト。五ノ。六ホ。七モ。八ヨ。九ロ。十ヲ。【紙】一イ。二コ。三ヨ。四キ。五久(ケ)。六位(イ)。七ホ。八チ。九リ。十タ。百正(セウ)。【藥種】一|(タニ)。二‖(リヤン)。三|||(サン)。四╳(スウ)。五〻(ウー)。六⊥(ロマ)。七⊥(チマ)。八⊥(パマ)。九久(キウ)。砂糖其他此符牒を用ゆる者最も多し。【陶物】一分。二厘。三メ。四斤。五兩。六間。七丈。八尺。九寸。【鰻】一チ。二リ。三川。四月。五丁。六夭。七カ。八ツ。九丸。【古着】一フ。二ク。三ワ。四キ。五タ。六リ。七メ。八テ。九タ。十ヤ(八十五匁を壹圓に用ゆ)。【雜穀】一ア。二キ。三ナ。四イ。五タ。六カ。七ラ。八ブ。九子。【生絲】一コ。二エ。三テ。四ア。五サ。六キ。七ユ。八メ。九ミ。十シ。【麥藁】一コ。二ク。三エ。四キ。五ノ。六ツ。七カ。八サ。九ナ。十リ。【商館】一馬(バ)。二車(シヤ)。三デ。四ク。五ル。六人。七マ。八ツ。九テ。十居(ヲル)。【人力車】チジ(一錢)。ジバ(二錢)。ヤミ(三錢)。ダリ(四錢)。ゲンコ(五錢)。ロンジ(六錢)。セイナン(七錢)。バンドウ(八錢)。キワ(九錢)。ド

テ(十錢)。フリカン(二十錢)。ヤミカン(三十錢)。フリ(五十錢)。大ヤリ(一圓)。【米市場】には「ドタ」土臺と云意にて。即ち十錢。二十錢。一圓。二圓。十圓等の節々を云ふ。例せば數字の1の如し。「ドタ一」前に云ふ土臺より。五厘上に出て。未だ十一錢以内なるを云ふ。「ドタ九」土臺より五厘引込み。卽ち九錢五厘。又は十九錢五厘の如く。土臺に緣の離れざるを云ふ。「ニタ」賣付米を云ふ。「ハタ入レ」買付米不利なる時。買埋むるを云ふ。「利喰」賣買利有りて。賣買戻しをなし。即ち其利を取る仕舞商内を云ふ。「吊を出す」賣買米不利なる時。其損失を見切りて。賣買戻しを爲すを云ふ。「投米」買付米ある時相塲下落に赴き。投矢と見切。其買付米を賣埋るを云ふ。又ふみ賣ふみ退き共云ふ。「蛇」賣付米の事なり。是れは近頃の俚言にて相場の動かざる時抔。仲買店の小僧等が打寄り。銅貨數個を積置を上より順次に一枚づゝ取り除くるに。先。眞下に顯はれ居るは何錢との數字。即ち銅貨の表面を買とし。又は其裏面即ち龍の模樣あるを賣とし。之を賭して勝敗を爭ふことあり。以米定期賣米を蛇と呼ぶなり。「ドテン」是は賣米を買埋むると同時に買越して。差引買越をなし。又は買付米を賣埋め。賣越して賣建と爲すを云ふ。即ちドテンと引クリ返へるの意。「斬罪」證據金一杯となり。賣買米のなくなるを云ふ。「切られた」證據金一杯となりたる際。無斷に仲買店にて賣買高の賣買戻しを履行し。已に賣買なくなるを云ふ。「ガル」取引仲買店の潰れ。又は閉店して。客筋に勘定付かざるを云ふ。「ダボ」間違ひと云ふ意。「卷」例せば。賣付米ある節。後場の目的なく。夫れに當るため。同月期米を別に買付け。兩建と爲すを云ふ。「ハワセル」例せば。石の卷にて。米穀を買付け。其入津を目的に相場の動靜を見据ゑ。東京或は其他に於て。定期に懸けて賣繼ぎを爲すの類。」此他諸業にて各〻用ふる隱語多けれど略す。

フドシ 犢鼻褌は。陰部を繞ふものをいへり。これは從來絹木綿布等を以て製せしものなるが。中人以下大抵白或は絞り染又は麻の葉染の木綿布を用ひたり。又其寸尺も通常六尺を法とす。其他【越中ふどし】。【もつこふどし】など稱するものは。いづれも短尺にして。其製少しく異なり。按するに。フムドシは。フミトホシなり。今人に用ふる。割ふむどしにても。猿股引やうのものにても。兩脚をふみ通して。着るからの名なり。それを略してフドシともいふ。今諸書にいふ所を抄出す。和漢三才圖會本綱云。當二其陰處一者爲レ褌。其縫合者爲レ袴。短者爲二犢鼻一。實錄云。西戎以レ皮爲二褌襠一。夏后氏以來用レ絹。長至二於膝一。按今用二六尺布帛一纒二腰胯一。婦女以三一幅一縫二合之一。八歲始帶レ之。自二叔母一贈二絳褌襠一。是亦世俗通法也。和訓栞云。ふんどし。俗に犢鼻褌をいふ。ふどしともいふ。淸人の犢鼻褌は短袴の如し。褌の犢鼻の穴まで至るをもて名く。ふもだしの轉せるなるべし。」長崎又日光の邊にては【べこ】といふ。奥州に【へこし】といひ。常陸に【てこ】といふ。貞丈雜記云。ふんどし本名は【たふさぎ】と云(とうさきとよむべし)。又【手綱】とも云。是上古よりの名也。字には犢鼻褌と書けども非なり。犢鼻褌は別なり。今も房州の人はたふさぎと云なり。田舍にはふるき詞も殘りて有也。たふさぎとは手ふき也。手にて前をふさぎかくすべきを。手の代りに。絹布にてかくす故たふさきと云也。手の字をたともよむ也。ふんどしと云は賤き詞也。肌のおびの事を【湯具】と云も本名にはあらず。湯風呂に入る賤き人はたふさぎをもぬき捨て入れども。よき人はさやうにせず。肌のおびをして入る也。是に依て湯具と云。湯に入る道具と云事也。女のたふさぎをばしたもと云也。后宮名目抄に見たり。したもは下裳と書也。今女の詞にゆもしと云は湯具と云事也。犢鼻褌の事。犢はこうしとよみて牛の子也。人の膝に兩方くぼみありて牛の鼻に似たる所を犢鼻と云。犢鼻までとゞく程の短かき褌を犢鼻褌と云。和名抄云。褌方言の注云。袴而無レ跨謂二之褌一(音昆和名須萬之毛能。一に云。知比佐岐毛乃)。史記云。司馬相如著二犢鼻褌一。韋昭曰今三尺布作レ之。形如二牛鼻一者也(此韋昭か注は褌の形か牛の鼻に似たると云)。右和名抄には褌の字をすましものとも。ちひさきものともよみて。たふさぎと云訓なし(たふさきは今のふんどし也。褌とは別なるを知へし)。源平盛衰記宇治川先陣の條に。【はだばかま】をかきとあるは褌の事也。短き袴也(古人ははだかになる時は必褌をはくなり。褌の下にははだのおびあり。はだの帶のたつなと云)。はだの帶の事和名抄褌の條下に。唐韻云。衳(職容反與レ鐘同。楊氏漢語抄に云。衳子。毛乃之太乃太不佐岐。一に云水子)。小褌也と見えたり。ものしたのたふさきとは。もといふは褌の事を指して云也。褌の下のたふさきと云心也。是絹布を褌に縫はずして一幅のまゝなるを用ゆ。今ふんどしと云ふ物古はたずなとも(義貞記。曾我物語にたつなとあり)。はだのをびとも(澤巽阿覺書にはたの帶と有)いひ。又俗にしたおびとも云ふ也。皆たふさぎの事也。唐韻に衳小褌也と云て。唐にては衳も褌の類にて。日本のたふさぎには合れとも。和名抄には衳は褌の下にはく物。日本のたふさぎは褌の下にかく物なるゆゑ。義理をなぞらへて。此字を用たる也。舊記の中に手綱と云ふ事あり。馬の手綱の事にはあらず。たふさきは今ふんとしと云物)。吳

服の類の所に手綱とあるは。たふさぎの事と心得へし。體源抄と云ふ書に(樂人豐原家の書也)。義家朝臣の鎧着の次第を記したる箇條に。第一手綱。第二小袖(練貫黄色)とあり。此手綱といへるは犢鼻褌の事也。馬の手綱にはあらす。又殿中日々記(蜷川新左衛門親元日記也)云。寛正六年八月十三日。御風呂御成御供衆以下一獻例式御くしすます。御湯かたびら御たつな御たふ。御むしろ新調云々。此御たつなもふんどしの事也(御たふは御太布にて風呂敷手のごひの料なるへし)。馬の手綱にあらす。」又四季草云。ふんどしの事。いにしへはたづなとも。又はだの帶ともいひしなり。又下帶といふ。又たふさぎと云(タウサキとよむべし)。何れも一つ物なり。是紺一幅を以て。前陰をおほふ物なり。義貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を記されたるに。第一に手綱とあるは是なり。又曾我物語第一(すまふの條)に云。景久聞て。すまふがたえて無からんにこそといひければ。平太是を聞。俣野も手一つわれも手一つ。おくしてはしまけたるか。かれていのすまふは。十人ばかりも一つかみにと思ひ。着る物をぬぎおき。たづなかきまうけ。まくればのりこえ。うつればいれかへ。いきもつがせず云々(以上たづな)。澤巽阿(將軍義輝公の同朋なり)が覺書に。將軍の御服の目錄を記したる末に。御はだのおび一つとあり(右はだの帶)。源平盛衰記卷十一(經俊布引の瀧に入條)に云。經俊は紺の下帶かき。備前作の二尺八寸の太刀。隨分秘藏しけるを脇にはさんで云々(右下帶)。宇治拾遺卷十二(第八條)に。賀茂の祭の日。まはだかにたふさぎばかりをして。から鮭太刀にはきて。やせたる女牛に乘りて云々(右たふさきの事)。」撈海一得云。犢鼻褌順和名抄に。太布佐幾と云。今上方の人はふとしと云。關東にてはふんどしと云。上總あたりにてはたふさぎと云。或云。和名の太布佐幾は「股ふさぎ」の上畧なりと云は。萬葉假名をよみえざる後人の强說なり。承久記に。佐々木が宇治川を涉せしに。裸になりたふさぎばかりをかきてとあり。古は太布佐幾とて中華の犢鼻褌の制のごとき物ありしにや。今のふどしは賤者の服なるべし。史記相如傳の註に釋名曰。犢鼻褌は貫也。貫二兩脚一上繫二腰中一。下當二犢鼻一」と犢鼻の穴處は足の三里の上なり。此制を思ふに。今の猿股引と云ものにてふどしには非ず。中華にも賤き者は。兜肚とて。囊を作り前陰を掩制あり。褌は袴也と註すれば。はかまの形なるへし。」用捨箱に云。今の下帶を手綱といひし事。愚考を記して後。經平子の春湊浪語を見るに。其說最細しければ。かい破捨んと思ひしが。近くたんなと音便にいひし事など俗書に見えたるは載られれば。其かたはしを記すべし。經平子義貞記を引れたり。今傳ろ寛永の印本には。鎧可レ着次第の事。一番浴衣二番小袖」とあり。其後の刻本にも如レ此記して手綱とは無。是は昔書寫し丶者一番手綱とありしが解せざりし故。私に浴衣と改めしものなるべし。鴉鷺合戰(又曰鴉鷺物語兼良公御作と云々)に。鎧着用の順を記し給ひしには。一番手綱とあり。二番以下(義貞記)に違ふ事なければ。古き義貞記には手綱とありし事必せり。此ほか春湊浪語に見えたる書は畧つ。守武千句(天文九年)。「町へいづるはいかめしく見ゆ。手綱をばかゝず袴はほころびて」。今も下帶をしむるをかくといふ(たうさきをかくといふ事。古今著聞集に見えたり)。又醒睡笑廣本(元和年間)五の卷に。宗長法師あるかたにとまり。曉いそぎかへるとて下帶をわすれおかれしを持せておくりければ。詠てつかはす「思ひきやおとすたづなの濵風に。浪より高き名のたゝんとは」。同書六の卷の輕口話にも又手綱の事あり。宗長の歌といふはおぼつかなけれど。元和中までは此名のありし證とすべし。又近く正章千句に「相撲とりぐあかれこし中。かへさるゝ形見のたんな露けくて」。正保四年の吟なり。是より二十年過て寛文の半。一雪といふ者。茶杓竹と題する草紙を著し。正章を批判し。此句を前の相撲に附ずと難ず。貞恕蝿打といふ書を作れり。是に答。たんなとは下帶の事なり。それを附ぬとはいかゞとあろにて思ふに。正保の頃までは音便にてたんなといひ。寛文の頃は。その名も人知らずなりしなるべし。因に云。見聞集(慶長中記)一の卷。下帶古にかはる事の條に。見しは昔。愚老若き頃までは。はだの帶は麻布杯を四五尺程にきり。中より二つに割。わりたる方をば腰へ廻し。前にて結びたりしが。當世の下帶はかはりたり(中畧)。今は世上豐にて。皆人ねりはぶたへ杯の和なる物を腰へ引廻し。片結びになせり」といふ事あり。若き頃とは。天正の半をさしていはれしなり。かゝれば今の下帶の製は。慶長中ぞ始めなるべき。」嬉遊笑覽云。ふんどしはふもだし也とぞ。萬葉集(十六)。乞食者詠に馬爾已曾布毛太志可久物云々。ふもだしはほだしと同言なり。和名抄鞍馬具に。絆(太保之)とある是なり。馬をとゞめ置具にて。其さま似たるよりいひ出しは賤き名なり。手綱。はたばかま。たぶさき等の名なり。手綱は春湊浪語に。犢鼻褌と同し類なれ共。短き肌袴なりといへるはいかゞあらん。八幡殿着鎧次第に手綱と見え。又曾我物語相撲の處に手綱二筋より合せなどあるは。強くしむべきものなれは。平常の紐にはあらぬにや。猶下に見ゆ。また春湊浪語に盛衰記に。難波六郎が布引の瀧に入しときに紺の褌をせしとある。褌字にした帶と訓せしいとぶかしき。後代に付たる訓にや。尤ふるき歌に非手の下帶。また下

の帶の道はかた〳〵などよみて。下帶といふと其名なきにはあられど。是はたゞ常の帶のをなり。淸輔奧儀抄。うへしたに帶をはすれば。下帶とはいふなりと見えたり。今俗にいへる下帶といふとは。ふるく聞えずと書り。又たふさき。著聞集坊門大納言忠信。交野の御狩に。馬にのりて淀川に入り。水れんのめてたかりし事をいふ處。かやうの用意にやかれてたふさきをなむかゝれたりける。同書畠山庄司次郞と長居と相撲の處。それも(長居なり)立てたふさきかきてねり出たりとあり。そのたふさきのさまは相撲人の古畫にみえたり。又曾我物語に。河津は。股野が前ほろをつかんで。さしつけ云々とあるも。前の處はろに似たればいふにて。今の前さがりといふものにはあらず。但し古畫なるは一幅を割たるとは見えず。他の布を添て紐とし。是れを前に當てかく處を圖せり。後ろは布を捩て結べり。大よそ今の越中ふんどしに似て。それをうしろ前にしたらんやう也。古へも相撲なとに用るは。常の者とは製し方もかはれるなるべし。常の着用も二重廻りは。箕山大鑑に男をたしなむものは下帶二重まはりを用といへり。次て云。今の越中ふんどしは古體なるを簡便に作りしものか。按るに茶事指月集に。三齋翁亡羊に物語の内に。脇さしの袖形を。予か袖は越中流とて人のゆるしつるに云々とあり。又貞德が歌林雜話に彼殿は何事も(幽齋翁を云)古風に掟たまふとあれば。此ふんどしも恐らくは彼越中流ならんか。乍去諸說まち〳〵にて是非をしらず。みをづくしに。延寶年中木村屋又次郞抱に越中といへる大夫あり。ある時あげやにて我が相方の客風呂へ入らむとせし時。下帶まではづして入らむとせしかば。見苦とて俄に思付。湯具の緋ちりめんの二布をときはなし。それに紐付て與へしより。此の風を越中褌と云。越中國より始りしとは大なる俗說なりと云へり。又或人云。秋元越中守殿舊領は上州惣社といふ所。一萬八千石の時居城ありしなり。秋元山光嚴寺と云は菩提所也。爰に利根川を引て。用水としたる天狗堀割などいふ所あり。もと此處水少く旱損多きを患ふ。君侯其邊を見ありき。地理を考て。今の如くに掘わられたり。其時數多の人夫大かた丸裸なりしかば。人別に下帶一條を與へらるゝに布多く費ける故。三尺に切て紐を付て作らしむ。越中ふんどしといふもこれより起る。今其地この殿を神の如く祀るといふ。これらの說みな非なるべし。紀長谷雄の縮寄物は筆者不知。光信前後の物と見ゆ。雜人までも皆總髮にて。もとゝり丸くして頂にあり。其中に小童たふさきかきたり。前下りあり。越中ふどしの體なり。此さま二人みえたれと皆かく有を知るべし。もとこれむつきより起りしなるべし。もつこふんどし。明頁洪範に。伊藤三白といふ老醫。細川三齋公に軍物かたり承りし序に。深手負又は打死せし者。下帶なきよし諸人申候。たとへ分捕致し候も。甲か大小の類をこそ取申べきに。何共合點まいらぬ儀と申候へば。成程其事實正なり。是は醫者などは其理心付べき事なり。都て人の身體は血氣にてたもち申者也。死候へば骸は肉落るなり。就中戰死は血も多く出。病死とは異にて。結び付しものたまるべきやうなし。下帶とても落申もの也。それ故功者なる心掛の者は。下帶の結めと前の方とに緒を付て首へかけ。もつこふどしと申て用ひ候。是れ死後も脫落ぬ用心なりと被申候とあり。製は異なれども。今の名は是より出。是等の物語より。件の越中ふんどしの異名も起りしか。今相撲取すまふとる時たふさきをかくに。先黑紙を前陰にあつるは。褌を固く引しむる故なり。戰場なとにはさる事もすましき也。何を以ていへるにか。全浙兵制に我國の風俗をいふに。夾二靑紙一幅一掩二其穀道一以二布或紬一縫二成小袋一囊二其玉莖一名曰二法檀那和皮一上穿二其褌一云々。懷子集(十)。「心ゆるまるたんなゆるまる。早川の水につれつゝおよき越」(早川は赤ふんどしをいふ。尤草紙赤きものゝ內。早川主馬のふんどしと見えたり。此人色よきふんどし常にかきたれば。名に立て。聚樂の城ふしんの時京童の小歌に作りたるとぞ。後に早川といへば赤きふんどしのことなる)。又見聞集にみえたる如く。昔は相撲とならでも。地厚き織物をふんどしに用ひたり。諸艶大鑑(三)。浮世ぐるひの者をいふ。丸裸になる時緞子の下帶云々。かゝる少年などは。貞享ころ迄も此風あり。右諸書いふ所。大同小異なり。

近古の俗禮に。下帶始といふとあり。男子は九歲。女子は八歲にて。吉日を撰び祝をなす。前に引る三才圖會に見えたることし。されど伊勢氏の四季草に。今世童子の下帶の祝とて。其親類の方より。紅白の下帶を臺にすゑて贈る事あり。下帶などは。人の前にて。其名をいふも憚ある物なり。古代下帶の祝といふ事。曾てなき事なり。あまりに。世の風俗おろかになり下りて。如此の事をする人あり。烏帽子おや。えほし子といふ事は。古よりあれども。ふんどしおや。ふんどし子といふは。めづらしき事なり。ふんどしを臺に居るもおかしき事なり」といへるは可然の言なるべし。

何れの海岸にも。漁村にては。茜染の手拭。茜染の褌を用ふる處多し。或る地方にては十五歲以下の少年の間のみ赤き褌を用ひ。元服と共に白き褌に改る土地あり。三溪按するに。印度人。臺灣土人など赤色を尙ぶ人種なり。炎帝神農氏は火德を以て王たり。其の色赤きを用ふといふ。是も或は印度邊の人種が支那を領したる事の

口碑ならん。我が國にても漁民のみ赤色を尙ふは。彼等の祖先が印度。南洋邊の人種の子孫にして。其海邊に住居せしより漁獵に長ぜるには非るか。要するに我が邦の褌は印度地方より來りし風習にして。支那人にも西洋人にも無き風なり。商工農も往々麻の葉又は絞染の褌を用ふるものあれども。都會にありては。小兒の外白色以外を用ふる者なし。其も維新後は稀なり。女の褌に付きてはユマキを見るべし。

フトマニ 太占。(ウラナヒを見よ)

フトム 蒲團。(シトネ。ヤグを見よ)

フ子 船。(セムパクを見よ)

フノリ 鹿角菜。(ノリを見よ)

フハク 布帛は。織物の總稱にして。上代は調布。庸布。商布の別あり。各々之れに丈尺の制ありて。一端。一匹と稱し。一匹は乃ち一端を倍したるものをいへり。古來布帛尺度の法。一定ならさるものあり。其沿革下にあぐ。制度通云。凡絹絁美濃絁長五丈二尺。廣二尺二寸爲レ匹。布長五丈二尺。廣二尺四寸爲レ端。望陀布長五丈二尺。廣二尺八寸爲レ端。絲十六兩爲レ絇。綿三斤爲レ屯。右の制度は賦役令にのする文による。何れも唐に准して增損あり。唐の法よりは。布帛ともに幅ひろくたけ長し。絲一絇。綿一屯と云も。唐よりは量目おもし。拾芥抄云。和銅七年符。絹絁六丈爲レ匹。調布四丈二尺爲レ端。庸布二丈八尺爲レ端。商布二丈五尺爲レ端(或は二丈六尺)。右の寸法令にのする所と同しからず。令は文武天皇大寶中に定められ。和銅は文武天皇の次元明天皇の年號なれば。令の法をあらためらるゝと見えたり。令に準すれば。絹の匹甚長く。布の端やゝ短し。端匹の事前に擧る通りにて。布帛に通して一端を二ッあはせたるを匹と云。杜氏左傳の注あきらかなり。又小爾雅に云。倍レ仗謂二之端一。倍レ端謂二之兩一と。兩は即匹なり。しかれば四丈を一匹と云て。その半はを端と云こと古への法なり。しかるに唐の時には布に端と云帛に匹と言ひわけたることは。當時の制と見えたり。本朝のいにしへも亦是によりて法制を立てられたるものなり。延喜式等にもこの名稱はかはらず。かりそめにも布に匹と云。絹に端と云ことなし。しかるときは今の世は中國の古制の通りにて。布帛木綿に通して匹の半はを端と云。いづれの比よりかくの如くなることをしらず。博古の人考へ正すへし。又中國も後世は唐とはことなると見えたり。和漢合運に。寛文五年の秋。絹布の丈置二二丈六尺一とあり。一端の長さと見えたり。」貞丈雜記云。布絹などの類。又一むら。二むらともいふ也。宇治拾遺物語(卷七)。布二むらとりいでゝ。これあの男にとらせよ(中略)。此布一むらとらせたれば。男おもはすなる所得したりと思ひて云々。日本紀に(孝德天皇大化二年紀)。田一町絹一丈四尺成レ匹云々。此匹の字むらとよむ也。」六丈細布と云は。一疋の長さ六丈ありしにや。今昔物語(卷二十二。觀現上人在俗の時盜賊を助けて絹布を得し物語)。門の脇に置たる皮子を二ッながら取入てひらきみるに。一ッには文の綾十匹黃八丈十匹綿百兩入れたり。今一ッには白き六丈の細布十段紺布十段入たり云々」とあり。閑窓隨筆に。上代は布を倭文(和名志津)と云しなり。賤者をしづといふも。布の衣服を着するゆゑなり。唐土にていやしきものを布衣といへるも此意なるべしといへり。」東牖子に世事談と云る書に。絹布一端。本朝の鯨尺を以貳丈六尺と定めらる。寛文五年の事なり。尤當世の風に不足なりと書たりしがしからず。一反を貳丈六尺と定められしは。元明天皇和銅年中の定にて。寫文の制はこれに隨玉へりとぞ。必竟此制は平素の人の服法にて。高貴長袖の御制に非す。如何ぞ是を短とせんや。壹匹の絹貴人の御壹人の制に裁し。其一匹を夫妻兩人壹度宛に庶民は着用す。匹婦匹夫の起る處如斯謂なるよし」といへり。端尺の沿革左に畧表を出す。

年號	物名	匹端	長	巾
大化元年	調布	端	四丈	二尺五寸
大寶元年	調布	端	五丈二尺	二尺四寸
和銅七年	絹絁	匹	六丈	
同	調布	端	四丈二尺	
同	庸布	端	二丈八尺	
同	商布	端	二丈五尺 或二丈六尺	
養老六年	輿貢布	端	三丈九尺	一尺八寸
天平八年	調布	端	二丈八尺	一尺九寸
同	庸布	端	一丈四尺	一尺九寸
寛文四年	絹紬	端	曲尺 三丈四尺	曲尺 一尺四寸
同	木綿	端	同 三丈四尺	同 一尺三寸

いにしへは【調布】といひて。諸國より貢き物に布を奉りしなり。延喜主計式諸國輸調の條に。貲布。望陀貲布。細貲布。小堅貲布。薄貲布。望陀布。廣布。細布。倭文調布。

狹布等の名あり。又古き調布の今も尙殘り傳りたるをみれは。端每に國郡人名等を記したりとしられぬ。尙は上卷織物の部。及ひシヅリ。サヨミ。マウダヌノ。アツシ。アサ。アラタヘ。ニギタヘ。キヌ。モメム。カイキ。カナキム。カムバタ。カムレイシヤ。キピラ。キムラム。シボリゾメ。クズヌノ。グムナイ。サアヤ。カスリ。ジヤウフ。サラサ。シヤ。シュス。スキヤ。セイカウ。セムダイヒラ。チヾミ。チリメム。ツムギ。ドムス。トロメム。ニシキ。ハカタオリ。ハチジョウ。ハブタヘ。ビロウド。ヘイケム。モムパ。リウモム。リムズ。ロ等を參看すべし。

【けふの細布】と云ふ事疑義あり。或は狹の狹布とは狹の字を重ねて云へるなりと云ふ說もあり。又擁書漫筆に云。散木集の歌に。「山がつのはつきにつらすけふ」とよみしは。希婦の細布といふより事おこりて。かならず希婦の里よりおり出せし布ならずとも。白布の事にいへる也。俊賴口傳上卷には。鳥毛にておりたる布也とあり。希婦は陸奧國の名所にて。狹布を出せり。奧羽觀迹聞老志十二の卷。郡縣不詳の部に。狹布里。歌枕。古傳云。郡名也。而當國無ニ此郡名一如何。衣笠內府歌郡也。或曰。只是布名云々。或說曰。今此村落。在ニ南部境內一。舊蹟遺聞三の卷に。希婦は鹿角郡古河村といふ所を。けふの鄕といへり。今はわづかの村のみ殘れり。けふの郡など見えて。古くはつたへしところ也と見えたり。

フミ 文。（テガミを見よ）

フムクワザム 噴火山は。地中の火氣山上へ噴出するものにて。山頂常に煙を吹出すなり。其甚しき時は。山岳破裂するに至る。昔時富士。淺間。其他諸山噴火の狀を記せしを見るに。其猛烈なる有樣と。近傍の慘狀等は。實に筆頭のよく悉す所にあらず。これ地變の最甚しきものなり。富士。淺間のごときは。巳に本條あれども。なほその餘聞をあげ。また其外諸所噴火のことを叙すべし。天平寶字八年十二月西方有レ聲。似レ雷非レ雷。時當ニ大隅。薩摩兩國之堺一。煙雲晦冥。奔電去來。七日之後乃天晴。於ニ麑島信爾村之海一。沙石自聚化成ニ三島一。炎氣露見。有下如ニ冶鑄一之爲中形勢上。相連望似ニ四阿之屋一。爲レ島被レ埋者民家六十二。區口八十餘人。是年兵旱仍米石千錢（續日本紀）。〇天應元年七月癸亥駿河國言。富士山下雨レ灰。灰之所レ及木葉彫萎（同上）。〇延曆十九年六月富士山嶺自燒。晝則煙氣暗瞑。夜則火光照レ天。其聲若レ雷。灰下如レ雨。〇二十一年正月。富士山晝夜恒燎。砂礫如レ霰（日本逸史）。〇貞觀六年。駿河富士郡淺間神山火然甚熾。焦岩崩嶺。沙石如レ雨。西北木栖海爲レ之埋。〇同七年富士大山暴火。燒レ土鑠レ石。埋ニ木栖並劃兩之水海一。水熱魚死。百姓居宅埋沒不レ知ニ其數一（共に三代實錄）。〇應永十五年正月十八日戊辰。那須山噴火（神明鏡）。〇同十七年正月二十一日戊子。那須山噴火鳴動し。人畜多く死す（神明鏡。編年要略。新撰和漢合圖。王代年代配合抄）。〇同二十八年四月四日丙申。大島噴火響雷の如し（南朝紀傳。編年要略。東榮鑑）。〇嘉吉二年。是歲大島噴火（新撰和漢合圖）〇寶德二年。是歲淺間山噴火（新選和漢合圖）。〇寶永四年丁亥十一月二十三日辰の時より。駿州富士山の半傍（足高山の方すばしり口）。おびたゝしく燃え上り。黑煙天を覆て日の光も見えす。鳴發く音は迅雷に等し。山獄これかために震ひ。盤石くだけ飛て。數十里にちる事。雨よりもしげし。降灰空に滿ちて雲霧のごとく。すそ野近き里々はさながら石にうたれ。火に燒かれて跡なきもの多かるとかや。駿相の諸州燒砂を降らして積もる事四五寸許なりといふ類ひも少なからず。行さきをわかたすして民家に入れは。富士の燒るとはいさゝかもしらて。唯今天地打かへし。海上洪濤來るかと。立さわきのゝしり。山に遁れ。岡に走る。故に立よるへき便りもなかりしとぞ。武城同じ日未の刻より。空暝く地轟。蔀やり戶しきりに動き鳴りて。人々安き心もなかりしに。やゝ暮れかゝるほと薄黑き砂雪のごとく降りしかは。希有の變易なりとてさはき侍りし。また晡時より。家々燈を張て。あわてふためき侍りし。夜に入ても鳴動同じ。まゝにふり下る砂はま黑にして金剛砂のごとく（予二色の砂及ひ小田邊に下りし燒石を見侍る石は浮石のごとし）。二十四日。五日同しさまにており〳〵は晴れけるに。漸く士峰の燒灰と聞きさためてぞ人々おちつきける。有司も命を奉て見分の事ありし。夫より日々に灰下りしかば。木も草もわかたす屋根も庭も一色に積り。風ふけは一度に立あかりて。滿天あけくれの樣なる事も每々なりしと聞ぬ。夫富士山燃しは。桓武天皇の延曆十九年庚辰三月十四日より燃出。ひるは煙暗く立上り。夜は炎光天を照らす。其聲雷のごとく。灰の下る事雨のごとく。山河みな紅なゐなりし由。舊史に見え侍る。是は山巖より燒初て。大なる谷となり。四月の末に至り侍りしとなん。また其後。淸和天皇貞觀六年五月。大にやけて石を飛はし民家を壞りけるとぞ。それよりは火氣もなく侍るにや。古今集の序に。今は富士の山も煙たゝすなりしと云へり。扨も延曆十九年よりことし寶永四年まて九百八年にやなり侍らん。其中間元弘元年七月大地震にて山崩れけるとかや。信濃の淺間は。常にも煙侍れは人あやしともせす。西國にては阿蘇溫泉なんと又時々燒侍る。北國は白山そ中世（天文十六年二月。同二十三年五月）燒侍りて。今も所々煙ありとかや。十二月の初相川。佐州へ人の首又は手足なんと流れ來るも。富士の

山下の村々石にうたれかたちくたけてかゝる物も流れおるにやと。旅人もうたて驚て。千年に近きまて見さりし富士の煙を今度そ世に見侍りしかとも。すさましさに倭歌のたれとならすや侍らん。」當國へも煙見え侍るといふ間。あるあした田面に出て見侍りしに。人のいふにたかはず。三州猿枝山すこし南にあたり。夏月の立雲のごとくいと黒くすさましきさまに見え侍る。其後もより／＼見侍りしが。同しく立かされ侍る。夜は煙の中に閃電のごとく火見え侍る。十二月八日比より煙うすく。十日の大雪にて十一日より燒やむと云ふ。」富士山寶永四年十一月二十三日より燒始。十二月九日比に止。或人の歌に「時なれや富士の白雪色かへて。すなをなる世のためしにそふる」。是を嘲るものゝわさにや「すなをなる御代のしるしに砂かふる。またもしやわせ鑓かふらぬが」。富士の近國灰砂を除る夫銀。天下秋米百石の地に金二兩つゝ課役かゝりけるに。西國にて詠る「富士の根の私領御領に灰降て。今は二兩にかゝる國々」(以上鸚尻)。〇安永六年夏より伊豆大島燒始め南海へ火燃出る。品川沖にて夜々火光天に映ずるを見る。〇同八亥年去年暮より伊豆大島燒出。夜毎西南鳴動して江戸迄も響渡れり(武江年表)。〇安永八己亥年薩州。隅州の海中に有之櫻島神火の次第。九月二十九日之夜酉の刻地震。明る十月朔日卯刻より御嶽南の峰に。少し煙立登るとみえしより。段々と盛に相成。午の刻に至り山の腰。前後六七合目より神火燃上り。黑雲のごとく成。煙のぼる事高さ凡五六里計。光焔の中。霹光曜々。諸人目を驚す事限りなし。燒石霰のごとく降らし。木石壹丈。貳丈の物も火勢にて微塵となる。四方八方へ飛散。其上國中一時の間に地震十度程宛の震動。御嶽火焔の響き。晝夜とも雷鳴のごとし。凡國中手に取様に相聞。勿論近國へも響きわたり。火焔天に滿候故哉。近國日州肥後。筑後邊之御大名方より。追々御見舞之御使者有之候。折能西風にて。御城下鹿兒島は降物無之處。吹戻之風にて壹寸計も灰降つもり候。當日迄も燃止事なく。六七日以前より燃下り。海邊まて燃候は。相鎭り可申哉。比日は晝夜とも諸事不取散。銘々逃支度用意而已に御座候。御嶽後邊堺牛根村貝潟中俣垂水邊迄は。燒灰凡六七尺降積。晝夜とも暗後のごとくにて。挑灯にて往來致候。尤燃ながら。石東西南北へ飛散。海中に二三尺燒石積り。其上灰降。依之海上船之渡海難成候。御嶽前邊へ燃出候は。鹿兒島へは早速遁退候積にて。家財諸道具銘々土蔵へ用意致し候。もはや火勢も少うすく相成候得共。大雨いたし候迄は。日和にても傘にて往來いたし候間。鳥類は燒落獸類燒死海中湯の如くにて。魚類夥敷死し浮上り候。燒失所々多總村數十八ヶ村。燒死人數委細未難知。凡九千六百人餘。牛馬二千八百餘不殘綱切追放し候。寔に牧場の如し。尤當九月二十八日。二十九日兩日は島中之御祭にて。諸方より人數夥敷入込有之候處。俄の大變騷動諸人膽をつぶし恐れわなゝき。我も／＼と船に飛乘命から／＼方々へ遁渡り。危命助しも有之。火急の變事故船々へのりおくれ。狼狽左右の火の中に取巻れ。或は岩石飛落打ひしがれ死するもの數不知。然し博奕谷と申所に岩窟有之。此所へ數多遁込候處。焔石落かゝり。岩窟の入口埋れ死するもあり。其中に命有ものは燒落たる鳥類など食物にして。五六日之間露命つなぐもあり。御嶽後の瀨戸と申所。島より向ひ地へ半里計有之候。その海中深サ八九十尋之所。燃がらの石にて埋もれ一面に干潟のごとし。寔に信州諏訪の海同前に歩渡り致。命助り候者も數多有之。助命の人數。當分鹿兒島御物より。御養ひ被仰付候。前代未聞大變故。御國中寺社方。晝夜御祈禱無限候。古今珍事則繪圖相認差上候。御覽可被成候以上。亥十月十三日出從薩州(一話一言)。〇同十月朔日夜より二日迄。灰雪の如く降る。大隅國櫻島燒たりしが。其灰江戸迄も降しといふ。〇天明三年。信州淺間山火坑大に燒。江戸にては七月六日夕七ッ半時より西北の方鳴動し。翌七日猶甚し。天闇く夜の如く六日の夜より。關東筋毛灰を降らす事夥し。竹木の枝積雪の如し。八日に至り快晴と成る。淺間山燒出せしは春の頃より始り。常に倍しけるが。別て強く燒出したるは六月二十九日の頃にして。望月宿の邊より見るに。煙立雲の如く空一面に覆ひ。炎は稻光の様に見えて恐しかりしが。七月四日頃より毎日雷の如く山鳴り次第に強く。六日夕方より青色の灰降。夜中より翌七日の朝大に降鳴る音強く晝夜になり。掛目二十匁より四十匁迄の輕石の如き小石降り。更に歩行ならす。七時頃より灰降出し。暫時闇夜の如く。人顔も見え分らす。内にては火を燈し。さりがたく用事あれは。米俵をいくつもかされて。頭にかぶり往來せり。然るに二時計り過て。空晴るゝと見えしが。又淺間のかたに空へ火の玉飛上り。暫らくありて。小石降り。鳴音强く。戸障子はづれ夜寢る事あたはす。雷強く鳴り。安中は三四ヶ所へ落る。空へ向ひて鐵砲を放ち。太鼓を打て雷除をなす。八日朝四時闇夜の如く。夫より少し晴往來も見えし。藤岡邊にては灰八九寸位積り。高崎邊一尺四五寸富岡邊同斷。吉井邊にて一坪の所量りしに二石あり。淺間近きに隨ひ。大石降砂も多し。松井田にて三尺計り。輕井澤。沓掛。追分。板鼻の邊迄二かゝへ計の石降り。人家を潰したり。故に思ひ／＼に家を捨て退き。遠くのがれて命を全ふせしもあり。小田井。大笹の邊は。猪。熊など出て人馬をくらへり。猟師鐵砲にて追退く。七日夕吾妻邊の山より大蛇

フムク

も出たり。又九日巳の時利根川の上。吾妻川一時ばかりに。水少しに成しが。暫時泥水山の如く押懸。人家跡形なし。中瀬八丁河岸の邊りへ樹木家屋人々の死骸流れ寄る事夥しく。其外の川々燒石打込水は熱湯の如く。上州一國の民も二三日晝夜途方にくれ。信州より武州熊谷邊迄遠近遊あれとも。四五年の間作物ならず。此間の難にふれて死するもの凡三万五千餘人といふ。小田井宿は格別の障なし。西風強くして追分宿々へ吹懸し事といへり。昔天治元年七月にもかくの如き事ありし由。中右記に見えたり。又元祿十六年二月にも此山燒たれども。此年の如くにあらざりしにや。江戸にても硫黄の香ある川水中川より行德へ通し。伊豆の海邊迄悉く濁る。依て芝浦。築地。鐵砲洲の邊にては。今にも津浪起るとて大に騷動し。佃島の男女まで殘らず雜具を運びて。陸地に居る事凡二日なり（共に武江年表）。安政三年八月二十七日。奥州函館駒ヶ嶽火出て熱湯沸く。此日函館駒ヶ嶽湯沸出。人多く死すといふ（嘉永明治年間錄）。【磐梯山】明治二十一年七月噴火す。福島縣耶麻郡磐梯山噴火の景況を實地調査したる農商務省地質局長和田維四郎は。農商務省に於て。該山破裂の景況。及び其原因徵候等のことに就き委曲說明を爲せしが。今其の要領を揭ぐれば即ち左の如し（農商務省）。磐梯山地形。本州を橫斷する富士帶と稱する火山脈以北。即ち本州北東部の東邊は稍々弓形を爲し。北方に趨走する阿武隈及北上山系は。其内邊に同く弓形を畫したる地殼縫裂線に沿ひ。裂罅より迸出したる火山脈と駢趨す。而して磐梯山は其一群嶺なり。此火山脈は南西して富士帶と。白山。淺間火山脈を交切したる所に接合す。磐梯山は岩代國耶麻郡猪苗代湖の西北に聳峙する群峰にして。其最も高きは大磐梯なり。地理局測量に據れば。海面を拔くこと千八百四十メートルなり。之に次ぐを小磐梯とす。又大磐梯の北々東に對立し。小磐梯の東に連續するを櫛ヶ峰と云ひ。西北に稍々高く。其西に連續するを湯桁山と云ふ。又西北に延びて。丸山猫俣嶽を爲し。尙ほ北趨して。檜原諸山に連亘す。而して大磐梯は磐梯群峰の西南に向ひ。稍倒扇形を成して崛立す。其麓の斜度は緩にして七度乃至二十度なり。頂に至り。漸次急にして廿七度乃至三十二度となり。頂の北東邊は最も急にして。殆ど斷崖を爲し。沼の平に斜向す。沼の平は山頂の凹處に在りて。其北東邊は小磐梯及び櫛ヶ峰の斷崕周繞し。僅に枇杷澤に開口す。是に於て其舊噴火口たるべきを知るに足る。舊農商務二等技手西山正吾の視察調査に據れば。磐梯山群峰中三箇の噴火口舊址を檢定したり。噴火の徵候。本年の積雪は例年に較ぶれは稍々深かりしに。其の融解は却りて早かりし。噴火數日前より

フムク

噴火口の一部なる上の湯減水し。水蒸氣噴出は却りて增し。其勢稍々猛烈となり。又數日前より山嶽時々鳴動し。山谷に棲居したる鳥獸何となく騷擾し。多數の蛇は田野に匍出し。噴火二日前降雨ありしに關せず。噴火の前日に沼の平湖は例日よりも減水せり。噴火。七月十五日黎明は快晴微風なりしが。午前七時三十分頃突然と地震動するや。山麓に在りては。上下の激動を感ぜしが。猪苗代湖南傍に在りては。稍く水平波動を感じたりと。猪苗代町に在て。初震動を感ずるの後。三。四分間にして小磐梯より水煙渦卷き騰り。忽にして宛も千雷の轟然たるが如く。噴火口破裂の音響を聞く。同時水煙は柱狀を爲し。愈々昇騰し。大磐梯絕頂を超越すること。殆ど其二分一位に達せしとき。黑煙は四方に擴き。瞬間にして中天を掩ひ。熱したる火山灰を散布せりと。噴火口爆裂のため。小磐梯山嶺及湯桁山の東北部は悉皆隤裂崩壞し。其の北部の大深澤及中の澤に向ひて斜下する二裂罅を現出す。小磐梯を崩壞し。中の澤噴火口を現出するや。其半壁は櫛ヶ峯より湯桁山に連亘したる斷崖にして。西壁は殆ど百五十メートルの絕壁なり。南壁を成したる櫛ヶ峰は噴火口底より殆ど六百メートルの高さを以て峙立す。大深澤の上部に上の湯及中の湯の噴火口あり。或は此大深澤及中の澤兩噴火口を通じて一大噴火口と見做するものもあらん。以上は磐梯北部にして其峰南部より噴出したるものは。沼の平及日陰の噴火口是れなり。磐梯山の爆裂するや。其噴火口及裂罅より泥灰を押流し。崩壞飛散したる岩塊の堆積し。溪谷の舊形を一變す。其最も甚しきを北東麓なりとす。元來火山爆裂に必要なるは水蒸氣なるが。水烟の昇騰し。磐梯四近を掩ふや。水蒸氣は冷風に遇ひて。忽に凝結し。空中に散亂したる灰を混へ泥雨となり降りしは。爆裂の後殆と三十分を過ぎたりと云ふ。水煙の昇騰したるとき。噴火口部の岩塊は。非常なる速力を以て飛散したれば。幾何の空處を現出し。爲に暴風を生じ。家屋樹木を仆せしやも知るべからざれども。是は地理局委細の報告に依りて判然するならん。磐梯山近傍に在て。火山灰の厚積せしは其東南部なり。即ち澁谷村に於ては。曲尺六寸內外とす。而して當日一般の風向は北西々にして。磐梯山より七里有餘を隔てたり。安達郡本宮村地方に灰の下しは午前八時頃なりしと。又當日噴火少しく靜りて。磐梯四近の朦朧たる雲煙漸く晴れ。初めて靑天を見しは。午前九時三十分頃なり。磐梯山構造岩石。磐梯山を構造する岩石は。輝石安山岩にして二種別あり。一は其下部を構造するものにして。其岩質は細粒赤褐色或は赤綠色を呈し。鑛石主成分

の外に淡綠色を帶びたる玻璃質の石質を含有し。斜長石其中に散點す。之を被覆したる上部の輝石安山岩は暗綠色にして緻密なり。鑛物主成分は前に同じけれども。玻璃質の石基は減少し微晶質となる。兩種の岩石は其質相異なるものにして。噴火口壁に露出したる兩岩其境界の分明なるを以て。兩岩同時に迸出したるものと見る能ざるなり。而して磐梯山の南邊には往古安山岩屬の熔岩あり。噴出物。噴火口より噴出したる氣體の主なるものは水蒸氣にして。少量なる亞硫酸。硫化水素及鹽化化合物の瓦斯を含有す。亞硫酸及硫化水素瓦斯は化合して硫酸及硫黄を生じ。又鹽化化合物は岩石の鹽基物と化合して鹽類を生ず。噴火孔近傍に露出したる元來暗綠色を帶たる安山岩の白色硅酸質の岩石に變ぜしは。全く亞硫酸及硫化水素の作用に因りて其鹽類を溶却せしものならん。噴出したる固形體は火山灰及岩澤にして。兩種共に斜長石。輝石。磁鐵及玻璃質の石基より成立し。其安山岩質なるは明瞭なり。而して火山灰は亞硫酸の臭氣を帶び。硫酸鹽類及硫化物を含有す。「噴火の原因」磐梯山噴火の猛勢に於るや。天明年間の淺間山噴火に劣れりと雖も。噴火の實況稍々類似したるものにして。恰も其小噴火と假想すべきなり。而して噴火の主なる原因は。密閉したる水蒸氣の膨脹して。掩蓋されたる地殼との平均を失し。竟に爆裂の結果を生ぜしものならん。密閉したる水蒸氣は非常なる壓力を有し。之が爲に鑛泉の溫度は沸騰點以上に達し。地下に愈々下りて熱度は愈々高く。其下部は周圍の岩石を熔解するにも至りしことなるべし。既にして水蒸氣の迸發に因り。其壓力を減じたれば。高熱を有したる鑛泉は。忽ち沸騰點に降下し。下部に溶解したる岩石と衝突し。竟に今回の安山岩質の灰及岩澤を噴出せしものならん(以上明治二十一年八月十五日官報)。其崩壞の面積凡そ二里四方。六里四方に火漿を降らし。家屋を潰すこと五十六戸。全く埋沒せしめしもの三十餘戸。然して其埋沒と共に埋死せしもの。四百餘名に及びたりとの事にして。實に悲慘の至りに堪へざるなり。太古の事は姑く措き。今を距ること百年前後。天明の三年に淺間嶽の噴火せる。寛政四年に肥前溫泉嶽の噴火せる等は。最も著るしきものなるが。蓋し磐梯山の今回噴火の慘狀も之に伯仲し。我國の小ポンペイの地變とも云べき歟。每年動もすれば被るべき洪水。火。風の災にてすら。吾曹は世人と共に心を痛るに。斯る大變に逢び斯る慘狀を傳聞しては。豈に爲めに惻然たらざるを得んや。定めし埋死せる人民の遺族にして。辛うじて死を免かれたるもあらん。父を失ひ子に別れ。砂礫の上に餓を呼ぶの徒もあらん。夫を尋ね妻を索れて噴漿の中を掘り穿ち。愁涙に沈める徒もあらん。燒野の雉子と雖も歌唱に上ぼりて。悲哀の形容とせらる。況んや磐梯の變に四百の生靈を埋死せしめたる遺族輩に於てをや。我仁慈なる天皇陛下。常に下民の疾苦を聞し召して。大御心を惱ませらる(中畧)。七月十七日。侍從子爵東園基愛。福島縣へ被差遣候事。又た福島縣下岩代國耶麻郡磐梯山噴火に付。今十七日思召を以て。罹災者へ金三千圓下賜はり。且つ實地視察として侍從子爵東園基愛を差遣はされたり」とあり。實に難有き聖恩なれば。罹災者の遺族は申すに及ばず。陛下の赤子誰か之を拜聽して感泣せざるものあらんや。吾曹は宮中既に此御決定あらせられたるをも伺ひ知る能はず。前文に催促がましき儀を申し陳べたるを慚愧するなり。然りと雖も。吾曹が慚愧は畢竟聖恩の隆渥なるの致す所なれば。吾曹は實に隨喜の至りに堪へず。吾曹は更らに下も其恩澤に浴するの人民に向ひ。聖恩の高きを肝に銘せんことを望み。又た世の慈善者に向ひ。聖旨を奉贊して應分の義捐を爲し。以て罹災者の遺族を救ひ。今後將さに害を被らんとする檜原水道疏通の費用をも補助せんことを切望に堪へざるなり(以上東京日々新聞)。右罹災者へ同胞慈善家か義捐せしこと抔は。亦當時の新聞紙等を觀て知るへし。【吾妻山】同二十六年六月四日。福島縣下吾妻山噴火し。同月二十九日再び噴火し。人畜を害し。土地を損害したること亦少からず。以上叙する所は其災の尤なる者を記す。尙逸たるも多かるべし。【本邦の火山脈】近世中地理學に云く。富士。千島。霧島。三裂帶の火山脈を主として。本土列島の西側を通過する。數條の火山脈あり。【富士帶火山脈】は。太平洋中。馬利亞那群島に起り。北北西に向ひ。火山群島。小笠原群島を經て。八丈(甑峯)。三宅(上山)。大島(三原山)等を噴起し。本土に入りて天城山。富士山。八ヶ嶽を過ぎ。北陸の妙高山。燒山に終る者なり。【千島帶火山脈】は。魯領東察加に發し。千島列島の國後島に於て。チヤチヤノボリ等の諸火山を起し。本島の良牛(ラウシ)山。女阿寒嶽等を築き。チプタテシケ山にて止む者なり【那須火山脈】は。北海道西部の火山脈より本土に渡り陸奧山脈に沿つゝ。下野の那須火山を盟主として。榛名。妙義諸山を經て。富士帶に接す。此脈の重なる山は。北海道の樽前山。駒ヶ嶽。本土の恐山。岩手山。磐梯山。那須山。男體山。赤城山等とす。【岩木火山脈】は。亦北海道の西部火山地より。本土に入。出羽山脈に沿ひつゝ那須火山脈の西に平行して富士帶に接す。陸奧の岩木火山を主公となし。鳥海山。白根山。信濃の淺間山等を噴起し。富士帶に續く者也。【彌彥火山脈】は。羽後の男鹿半島の。寒風山に起り。飛島。粟生島に渡り。越後の彌彥山となり。夫より西南向して。米山を經て。富士帶火山脈の燒山群山に連なる

フムク

者なり。【霧島火山脈】は。琉球列島に起り。河邊七島。硫黃島等を經て。九州に入り。海門嶽。櫻島。霧島山となり。それより。稍西北に折れ。肥前の溫泉嶽に止む者なり。【阿蘇火山脈】は。肥後阿蘇山を主として。東西に延亘す。即ち西は金峯山より。阿蘇の大火山を過ぎ。鶴見山。雨子(フタゴ)山等より。内海を渡り。四國の高繩山を現し。更に東して。大和の寶生山より。參河の鳳來寺山に至る者なり。【飛驒山脈】の西側に。一の火山脈あり。越中の立山に發し。南に走せて飛驒山脈に竝行し。燒嶽。乘鞍嶽等を經て御嶽に達す。之を御嶽火山脈と稱す。加賀の白山に發し。經ヶ嶽。神鍋山。大山。三瓶山を經て長州萩の北に終る火山脈あり。之を【白山火山脈】と云ふ。【能登火山脈】は。佐渡島の金北山に起り。西南に向ひ。能登の寶立山。高洲山を經て。海中に潛み。隱岐島。三島。壹岐島を過ぎ。五島の篵山に達する者是なり。」日本火山の總數は。概百七十二座にして活火山三十七。消火山百三十五なりと云ふ。地球上の火山の數果して幾許なりや。一說には。六百七十二座ありと云ふ。然らば此全數の殆四分の一は日本にあり。日本島は火山島と云ふも可なり。本邦活火山の著名なるは。釧路の女阿寒嶽。膽振の樽前嶽。渡島の駒ヶ嶽。陸奧の岩木山。岩代の磐梯山。下野の那須山。信濃の淺間山。大島の三原山。八丈島の甑峰。豐後の由布岳。肥前の溫泉嶽。肥後の阿蘇山。日向の霧島山。薩摩の櫻島等なり。活消火山の區別は甚容易ならず。消火山と見做す者。何時復暴烈なる噴火を顯す歟知るべからず。豫め戒めおくべきことなり。我國火山の破裂の時期は。更に一定せず。之を既往に徵するに。肥後の阿蘇山は。平均十六年每に一回。霧島山は三十年每に一回。櫻島は。五十一年每に一回。淺間山は五十四年每に一回。富士山は八十一年每に一回の割合なるが如しといふ。」今火山の著名なる爆發の例を示さんに。安永八年(一千七百十九年)。薩摩櫻島嶽の噴裂は。其勢猛烈にて。九州は勿論。四國。中國。畿內。東海の一部にも。灰雨を降せり。次に天明三年(一千七百八十三年)。淺間山の破裂は關東八州の大部を一時灰世界と化し。當時の江戶にも亦灰を降らせしこと一寸餘。其鳴動は。近江。伊勢にも響き。及火口より流出せし泥土の爲めに。吾妻川の泥流と變じたるもの。十四里に及べり。又明治二十一年。磐梯山の破裂は。近時の一例にして。灰を散布せしこと。百八十方里。其厚さ山麓に於て。五寸乃至六寸なりとあり。

ブムクワムシケム　文官試驗は。明治二十年七月二十三日勅令第三十七號を以て公布せらる。」文官試驗試補及見習規則。【通則】第一條。本令に於て。文官と稱するは奏任。判任の文官を總稱し。試補と稱するは勅令第十三號學位令に依り。法學博士。文學博士の學位を受け。又は法科大學。文科大學及舊東京大學法學部。文學部を卒業し。又は高等試驗を經。當選して高等官の實務を練習する者を云ひ。見習とは官立。府縣立中學校又は之と同等なる官立。府縣立學校及帝國大學の監督を受くる私立法學校及司法省舊法學校の卒業證書を有し。及普通試驗を經當選して。判任官の事務を練習する者を云ふ。」本令に於て司法官と稱するは裁判官及檢察官を總稱す。」第二條。第三條。第四條に揭くるものを除くの外。本令に依り定規の試驗を經。當選したる者にあらざれば試補及見習に任命することを得す。又實務練習を終りたる者にあらざれば本官に任することを得す。第三條。三年以上分科大學の教授に任したる者は。高等試驗及實務練習を要せす直に本官に任し。法學博士。文學博士の學位を受けたる者。又は法科大學。文科大學及舊東京大學法學部文學部の卒業生は。高等試驗を要せす試補に任することを得。」司法官たるの資格を有する者にして。他官より司法官に轉するとき。又は司法官たる資格を有し。三年以上代言人たる者は。實務練習を要せす直に本官に任することを得。」第四條。官立。府縣立中學校。又は之と同等なる官立。府縣立學校及帝國大學の監督を受る私立法學校及司法省舊法學校の卒業證書を有する者は。普通試驗を要せす判任官見習を命することを得。」第五條。試驗を分て。高等試驗普通試驗の二種とす。」高等試驗は試補に任用せられんことを望む者の爲にし。普通試驗は判任官見習に任用せられんことを望む者の爲にす。」第六條。試驗は筆記口述の二樣とす。筆記試驗に落第したる者は。口述試驗を受くることを得す。」第七條。試驗は筆記口述の二樣に就き。各科目の點數を合算したる一定の平均點數を以て。合格を定め。時々官廳の需要に應し。人員を限り。內閣に於て合格者中より選拔して當選者を定む。但一科目に付。一も點數なき者は合格者とすることを得す。」第八條。前條の選に當らさる者は合格者と雖も。再び文官の任用を望むときは。更に本令に依り試驗を受くへし。」第九條。試驗に必要の參考書類及紙墨は試驗室に備へ置き。受驗人之を携帶することを許さす。」第十條。試驗當選者の姓名は官報を以て之を公告す。」第十一條。第九條を犯し。若くは不正の方法を以て當選し。他日其事の發覺したるときは當選の効なきものとす。」第十二條。第九條を犯したる者。及第十一條の處分を受け。又は不正の方法を以て當選せんと企てたる者は。再び試驗を受くることを得す。」第十三條。第十八條。第二十三條。第三十三條。第三十六條の履歷書中事實を隱匿し。又は之を僞りたる者は試驗を受くることを得す。」第十四條。試驗に關する細則は。

閣令を以て之を定む。」第十五條。本令施行の後。五箇年間は事務練習中と雖も。本官の鈌あるときは。其練習の滿期を待すして。本官に任することあるへし。」五箇年以上奏任官を勤めたる者にして。高等試驗を經當選したる者は事務練習を要せす。直に本官に任することを得。」【高等試驗】第十六條。高等試驗は各官廳の須要に從ひ。時々東京に於て試驗委員之を行ふ。其期日及場所は官報を以て之を公告す。」第十七條。高等試驗を受くることを得る者左の如し。」一。丁年以上の男子。」一。外國に於て大學校又は之と同等なる學校の卒業證書を有し。又は三年以上其學科を修學したる旨を證明する證書を有する者。」一。文部大臣の認可を經たる學則に依り。法律學。政治學又は理財學を教授する私立法學校の卒業證書を有する者。」一。高等中學校及東京商業學校の卒業證書を有する者。」一。五箇年以上奏任官を勤めたる者。」第十八條。試驗願書は其時々官報を以て公告する期日前に。左の證書を取添。之を試驗委員長に差出すへし。」一。出願者の履歴書。」一。第十七條に揭くる卒業證書及修學證書の寫。」一。身分職業年齡及兵役に關する區戸長の證書。」第十九條。高等試驗の科目は試驗を行ふ年毎に。司法官又は行政官の別に依り。各官廳所掌の事務を斟酌して文官試驗局長官之を選定し。試驗の期日三箇月前に。官報を以て之を公告す。」第二十條。第三條。第四條の資格を具する者を除の外。教官。技術官其他特別の學術技藝を要する者は。別段の試驗法を定むるまて各官廳の需要に從ひ試驗を經すして之を任用することを得。」【試補】第二十一條。試補は所屬大臣の指命する所に就き。定限より短からさる期限間。事務を練習すへし。」第二十二條。各官廳試補の定員は別に定むる所に依る。」第二十三條。法學博士。文學博士の學位を受けたる者。又は法科大學。文科大學及舊東京大學法學部。文學部の卒業生にして。行政官又は司法官の試補たらんことを望む者は。左の書類を取添高等試驗期日三十日前に其旨を文官試驗局長官に出願すへし。」一。出願者の履歴書。」一。學位又は卒業證書の寫。」一。身分年齡。」第二十四條。行政官の試補は便宜に從ひ少くも一箇年半は地方官廳。一箇年半は中央官廳に於て其事務を練習すへし。」第二十五條。司法官の試補は便宜に從ひ。少くも二箇年半は治安裁判所。一箇年半は始審裁判所に於て其事務を練習すへし。」第二十六條。試補は所屬大臣の指命する所に就き。事務を練習するに付ては。其主務長官の指揮監督を受くへし。」第二十七條。主務長官は事務練習の終に於て。試補練習の功程を所屬大臣に具狀し。其意見を提出すへし。」第二十八條。所屬大臣は練習期限中と雖も。試補官吏に必要なる品位を失ひたるものと認むる時は。試補を免すへし。」第二十九條。在職の判任官にして高等試驗を經。當選したる者は事務練習を要せす。鈌員ある場合に於ては。直に本官に任することを得。」第三十條。試補の命を承け。所屬大臣の指命する所に就き。事務を練習せさる者は試補を免すへし。」【普通試驗】第三十一條。中央官廳に於て要する判任官の普通試驗は各官廳の普通試驗委員之を行ふ。其期日場所は。時々其官廳より官報を以て。之を公告す。」第三十二條。地方官廳に於て要する判任官の普通試驗は。又官廳の需に應し。府縣の普通試驗委員之を行ふ。其期日場所は時々普通試驗委員長より新聞紙又は其他の方法を以て公告す。」第三十三條。試驗願書は本人自ら之を認め。其時々公告する期日前に左の證書を取添。之を普通試驗委員長に差出すへし。」一。出願者の履歴書」一。身分職業年齡及兵役に關する區戸長の證書。」第三十四條。普通試驗の科目は各官廳所掌の事務を斟酌して普通試驗委員之を選定し。文官試驗局長官の認可を經て。試驗の期日一箇月前に官報又は其他の方法を以て。之を公告すへし。」【判任官見習】第三十五條。各官廳は其需要に從ひ。官立。府縣立中學校。又は之と同等なる官立府縣立學校及帝國大學の監督を受る私立法學校。又は司法省舊法學校の卒業證書を有し。及普通試驗に及第したる者に判任官見習を命すへし。」判任官見習を命せられたる者は。所屬長官の指命する所に就き。二箇年より短からさる期限間。事務を練習し。判任官の鈌員を待て。本官に任せらるへし。」第三十六條。官立。府縣立中學校。又は之と同等なる官立。府縣立學校。及帝國大學の監督を受くる私立法學校。又は司法省舊法學校の卒業證書を有し。判任官見習たらんことを望む者は。普通試驗期日三十日前に左の書類を添へ。主務官廳に出願すべし。一。出願者の履歴書。」一。卒業證書の寫。」一。身分職業年齡及兵役に關する區戸長の證書。」第三十七條。所屬長官は判任官見習官吏に。必要なる品位を失ひたる者と認むるは。判任官見習を免することを得。」第三十八條。本令施行の前二箇年以上。各官廳に於て雇員となりたる者にして事務に熟練したる者と本屬長官に於て認むる時は。試驗を要せす直に判任官に任するを得。」第三十九條。本令は明治廿一年一月より施行す。」同日文官試驗委員官制を公布せらる。勅令第三十八號。文官試驗委員官制。」第一條。文官試驗委員は文官試驗局試驗委員。中央普通試驗委員及地方普通試驗委員を總稱す。」〇高等試驗。」第二條。高等試驗を施行し。文官の試驗に關する一切の事務を掌らしむる爲に。文官試驗局を內閣總理大臣の管轄に屬し。左の職員を置く。」長官。試驗委員。書記官。屬。」第三條。長官一人勅任とす。文官試驗試補及見習規則に關する一

フムク

切の事務を總理し。兼て高等試驗委員の長となる。」第四條。長官は文官試驗委員を監督し。試驗の事務に關して時々報告を命し又は訓令を下すことを得。」第五條。長官は帝國大學及其他勅令第三十七號の試驗に關する諸學校の試驗規程に關して。內閣總理大臣又は所屬長官に意見を述ふることを得。」第六條。長官は每年末に於て。試驗出願者當選者試補見習竝文官任用の人員身分年齡族籍等を統計細別し。其意見を具して內閣總理大臣に報告すへし。」第七條。長官は內閣總理大臣の認可を經。文官試驗試補及見習に關する細則を定むることを得。」第八條。文官試驗局の試驗委員は內閣總理大臣各官廳の勅奏任官及官立學校の教官より。選て之に充つ。」第九條。文官試驗局の試驗委員は長官の監督に屬し。其徵召に應し。文官試驗試補及見習規則及之に關する諸規則に依り。高等試驗を施行することを掌る。」第十條。書記官は二人奏任とす。長官の指揮監督を承け。文書を整理す。」第十一條。屬は判任とす。上官の命を承け。書記計算簿記の事を掌る。」【普通試驗】第十二條。普通試驗を施行し。及之に關する一切の事務を掌らしむる爲に。中央官廳に於ては。官廳每に普通試驗委員を置き。府縣に於ては。府縣每に普通試驗委員を置く。」第十三條。中央官廳の普通試驗委員は。局長。參事官。書記官。又は其他の高等官より選て。各官廳の長官之を命すへし。」第十四條。地方官廳の普通試驗委員は各官廳の官吏及官立。府縣立學校の教官より選て。各官廳の長官之を命し又は囑托すへし。」第十五條。普通試驗を施行する爲に各官廳の長官は。委員中より選て普通試驗委員長を命すへし」第十六條。各官廳の長官に於て。普通試驗委員長及委員を命し。又は囑托したる時は。其官職姓名を文官試驗局長官に通知すへし。」第十七條。普通試驗委員長は文官試驗試補及見習規則に依り。所管の普通試驗を施行し。及之に關する一切の事務を掌り。普通試驗委員を監督す。」第十八條。普通試驗委員長は。官立。府縣立諸學校の試驗規程に關して。意見あるときは。之を文官試驗局長官に具申す。」第十九條。普通試驗委員長は每年々末に於て。試驗志願者當選者事務練習人竝文官任用の人員身分年齡族籍等を統計細別し。其意見を具して。文官試驗局長官に報告すへし。」第二十條。普通試驗委員は普驗試驗委員長の召に應し。文官試驗試補及見習規則及之に關する諸細則に依り。普通試驗を施行し。時々其結末を普通試驗委員長に報告することを掌る。」第二十一條。普通試驗の事務に關し。書記計算簿記を掌らしむる爲に各官廳に奉職する判任官を以て。書記に充つへし。」閣令第十八號を以て。同日文官試驗試補及見習規則に關する細則を定めらる。」第一條。高等試驗は左の科目中司法官は五科目以上。行政官は三科目以上を以て。試驗を行ふの定限とし。試驗の期日及場所と共に。三箇月以前に文官試驗局長官官報を以て之を公告す。」司法官の試驗は一二三四五六七の科目中にて試驗を行ふの科目を定め。行政官の試驗は二三四の科目を除き。自餘の科目中にて試驗を行ふの科目を定む。」一民法。二訴訟法。三刑法。四治罪法。五商法。六憲法。七行政。八財政。九理財。十國際法。」第二條。前條の科目中本邦に成典ある者を除くの外は。受驗人は豫め文官試驗局長官の許可を得たる外國の書籍に依り。試驗を受くることを得。」第三條。高等試驗は國語及漢字交りの文を以て之を行ふ。特に外國語及外國文を以て試驗を受けんことを願ふ者は。豫め文官試驗局長官の許可を受くへし。」第四條。勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第三條の資格を具する者を除の外。教官技術官其他特別の學術技藝を要する者の試驗を爲す時は。其試驗の科目は試驗の期日及場所と共に三箇月以前に文官試驗局長官官報を以て之を公告す。」第五條。高等試驗は勅任官にして。文官試驗局長官の許可を得たる者の外傍聽を許さす。」第六條。筆記試驗は受驗人總員を一室又は數室內に閉鎖し。一室每に試驗委員一名監視して之を行ふへし。但受驗人一名なる時は試驗委員二名監視するを要す。」第七條。筆記試驗の問題は。試驗局長官定むる所の方法に依り。各受驗人をして之を知悉せしめ。豫定の時間內に答辯書を差出さしむへし。」第八條。筆記試驗の問題の數は各科目に付。試驗委員の議定したる所に依る。」第九條。試驗室に備へ置くへき必要の參考書類は。法律類集官報其の他公然の法章に限る。」第十條。口述試驗は筆記試驗を終りたる後。試驗委員の上席を以て。試驗委員の列席に於て。受驗人一名每に試問して即時答辯を爲さしむへし。」第十一條。口述試驗は各受驗人に付。半時間以上一時間以內とす。」第十二條。高等試驗は受驗人の果して學理上の原則に通曉するや。現行の法律命令を解得するや。又法律命令を實務に應用し。及之を口述するに確實敏捷なるやを以て目的とすへし。第十三條。高等試驗を經たる各科目の點數及其全體の効果に關し。合格者を定むるは試驗委員の議定したる平均點數に依る。」第十四條。當選者は各合格者に就き。試驗委員長の具狀する所に依り。各官廳の需要に應し。人員を限り內閣に於て之を定む。」第十五條。前條の合格者中より當選者を査定するは。其試驗を行ひたる日より四週間以內に之を結了し。官報を以て。其姓名を公告すへし。」第十六條。試驗委員長は試驗委員の職務に屬する議決の數に入らす。若し其議決に關し。試驗委員の說可否相半する時は試驗委員長の定むる所に

依る。」第十七條。受驗人は其試驗を受るの際。試驗手續に關する規則及試驗委員の命令を遵守すへし。犯す者は監視の試驗委員に於て。退室を命したるの後。之を試驗委員長に報告し。其試驗を拒むとを得。」第十八條。高等試驗の手續に關する細目は。文官試驗局長官の定むる所に依る。」第十九條。普通試驗に關する細則は。文官試驗局長官の認可を經。各官廳の普通試驗委員の定むる所に依る。」また閣令第十九號を以て。四箇年以上裁判官檢察官の職を奉し。他に轉官し。又は四箇年以上舊參事院議官又は。議官補の職を奉したる者。四箇年以上司法省の民事局長。刑事局長又は參事官の職を奉したる者。及代言人試驗に及第し。五箇年以上代言人たる者は。當分の內。高等試驗及實務練習を要せずして司法官に任することを得」とあり。明治二十六年十月勅令第百九十七號を以て。之を改め。文官試驗は普通及び高等の二とし。高等試驗は每年一回東京に於て之を行ひ。手數料十圓を徵し。豫備試驗及本試驗とし。豫備試驗は論文試驗迅速作文試驗の二とし。本試驗は筆記及口述の二とす。而して其科目は憲法。行政法。刑法。民法。國際法及經濟を必要科目とし。刑事訴訟法。民事訴訟法。商法。財政中の一は各自の選擇科目とす。司法官試驗は之を文官試驗と區別し。內閣に屬せすして司法省に屬し。司法省指定學校に三年以上在學して卒業の者。憲法。行政法。刑法。國際法。民法。商法。訴訟法を試驗して第一回試驗とし。第二回は司法官試補中につき之を行ふ。而して帝國法科大學卒業生は文官試驗の豫備試驗及司法官試驗の第一回試驗を除く(明治三十四年學習院法科大學部も之に準す)。

ブムゴ　豐後は。豐の國を前後二國に分ちたる其後國にして。西海道に屬し。東北は海に臨み。西南は豐前。筑前。筑後。肥後。日向に界す。國東。速見。大分。海部。大野。直入。玖珠。日田の八郡あり。祖母岳は日向。肥後の境に在りて。最高峻なり。其西は山嶺綿亘として。肥後の阿蘇山に接す。直入郡其麓を繞れり。郡の北境は黑岳圍繞し。南境は傾山聳え連て。大野郡。海部郡と。地勢を分てり。郡中に竹田。岡の城市あり。共に山間の小都會なり。由布岳は國の中央に位せる高山にして。鶴見山其北に屛立し。四極山其前に峙ち。高崎山は其西に列り。山勢重疊して。遙に佐賀關湊に臨めり。鶴見山は噴火山にして。山麓に鐵輪。赤湯等の溫泉あり。白山。彥岳及樫木峠。津久見峠等。高く聳えて。海部郡の海濱に臨み。蒲戶崎。鶴崎。芹崎等。各海面に斗出して。其間に臼杵。佐伯の城市あり。此際漁利殊に盛なり。國東郡は國の北隅に突出し。海岸彎曲し。周防灘を夾み。山陽道に對す。姬島は其海面に橫はる。郡中に入面。文殊の諸山あり。熊毛川。小川等其山間より出つると雖も。概れ皆細流なり。沿岸は磯浦相連り。竹田津。下原等の諸邑あり。海水東より國の中央に入りて。國東郡は其北を限り。佐賀關は其南に突出して。一の大灣をなし。杵築。日出。別府。府內。鶴崎の諸城市は。皆灣上に在りて。共に泊舟の地たり。其中最盛なるを鶴崎とす。海舶常に輻輳せり。佐賀關も亦泊舟の地にして。遠く海中に突出す。其岬端を地藏崎と云ふ。伊豫の御前崎に對し。相距ること六里なり。此岬より北の海を硫黃灘と云ふ。即山陽。南海。兩道の間の內海なり。岬より南は伊豫と相對して。南に開け。日向灘に連る。海部郡は其南に接し。海岸八十里岬灣出入し。島嶼羅列す。高島。向島。大入島等あり。玖珠。日田の二郡は。由布岳の正西に在りて。豐前。筑前。筑後。肥後の間に介まり。連山四境を圍繞し別に一鄉をなす。日田は地勢稍平坦にして田野遠く闢け。永山。森等の街市あり。隈川は源を肥後の阿蘇山より發し。豆田川は豐前の英彥山より來り。南北より相會し。更に郡中の衆流を併せ。一の大河となり。筑前。筑後の間に入る。即筑後川の上流なり。白嵩川も亦阿蘇山より發し。東流して竹田を抱き。岩戶川と合して。鶴崎湊に注ぐ。由布川は由布岳より出てゝ。府內に至り海に入る。岡城は直入郡にありて。文祿二年。中川秀成此城に住せしより。子孫相承て。明治維新に至れり。臼杵城は海部郡にありて。初め大友義純之に居住し。文祿年間。福原某。福田某相續て之に住し。慶長五年。稻葉貞通此城に移しより。以後世々相傳へり。明治元年四月日田縣を置。別に臼杵。杵築。佐伯。日出。府內。岡。森の諸藩あり。四年。廢藩置縣。同十一月八縣を廢し。大分郡大分町に大分縣廳を置き。全國八郡を管せしむ。九年八月猶ほ福岡縣豐前の下毛。宇佐の二郡を以て。大分縣の所轄となせり。物產は硫黃。明礬。木材。煙草。紙。大豆。藺蓆。生絲。木綿。蠟。鮎等なり。

ブムシヤウセイ　文章生。(モムジヤウセイを見よ)

ブムシヤウハカセ　文章博士。(モムジヤウハカセを見よ)

ブムダイ　文臺。(ツクヱを見よ)

フムヅヱ　文杖。文書杖とも書く。又文夾とも書く。貴人に文を奉るに。木の枝の頭を鳥の觜の如くに作りて。其觜の所に文書をはさみてさし出す也。王朝の頃は。進物をも木の枝などに付て奉りしなり。安齋隨筆に云く。古書に此名出たり。是は禁中にて。公事行るゝ時。地下の官人。文書をはさみて。庭上より殿上の人にさし上るなり。又殿上にても。攝關大臣へ。文書を上る時。上卿藏人など近く寄

る事は憚りなる故。遠く座して。文杖に文書を夾てさし上る事なり。藏人の天子へ文書を御覽に入るゝ時も。遠く座して文杖に文書をはさみて奉る也。又文刺(フンサシ)ともかく。侍中群要云。於二晝御座一奏レ事儀。得二御出乃告一天取二文刺一天。出跪候二年中行事障子下北邊一。目給。微音稱唯天。上二孫廂長押上一。副二廂長押一天。北行天第三間乃北柱乃南邊より令二奏覽一。若其御座遠久ハ。長押上仁膝乎懸天奉レ之。御覽了返給。置二文刺一於二右膝邊一天給レ文天結子申。若其程遠。文刺仁天可二撥寄一云々。又云。奏レ書事。頭藏人横挿レ之。諸司奏立挿レ之。下﨟藏人縱挿レ之。挿レ書之後。雖レ頭任レ意不レ得レ抜レ之。是故實也。注云。以二其書一追二文刺口一。奥挿レ之爲レ令レ無二傾動一也。又云。奉書事。撰二吉日一(中畧)。刺二解文於文夾一。跪二候便所一。殿下目給。揖天寄。去二御座一七八許尺ヨ天。膝行兩三度之天奉レ之。御覽間。取二文刺一候。覽了天返給。置二文刺一取レ之。若其文遠相去。膝行天寄天取天。歸居二本所一(下畧)と見えたり。是にて文杖の用ひ方の大體を知るべし。

フムボ 墳墓。(ハニワ。ボチ。リヤウボを見よ)

ブヤク 賦役は。人民の政府に勞力を供給する事なり。王朝の頃の制。賦役令。田令にあり。即ち公田を耕す事と。驛傳及び臨時の雜役を供給する事なり。德川氏の時に至るまで此の事あり。但し後世は錢を以て上納し。自ら勞力に當らさるが多し。その事驛傳。宿驛。三役。田制等の部に擧けたれは今左に其餘の雜徭を擧げむ。【雜徭】古來徭役の外雜徭。雜役の制あり。雜徭とは正役日數の外に服役するを雜徭とす。其法租調を復して役するものあり。功食を給して使ふもの有り。或は六十日を以て程を立て。或は三十日を以て限と爲す。又雜役とは段錢高掛等田地に賦課するものゝ外。或は戸に課し。或は人に賦するものを雜役といふ。この二者いつれも尋常徭役の外。臨時に賦課せらるゝものなり。今玆に古來雜徭。雜役の沿革を合叙すべし。令。凡そ京は坊毎に長一人を置き。四坊に令一人を置き。戸口を檢校し。姧非を督察し。賦徭を催驅することを掌どらしめよ(戸令。按徭とは即ち雜徭なり。京は正役無し因て徭と稱するなり)。凡そ官田應に丁を役すへきの處は。毎年宮内省豫め來年種る所の色目。及び町段の多少に准し。式に依て。功を料り。官に申して。支配せよ。其の上役の日は。國司仍て。役月の閑要に准し。事を量て配し遣れ(田令。按義解に云。稻の白黑を色と爲し。稻名を目と爲すと。蓋し宮内省豫め其色目を定め用度を計り。役丁に給ふの功貨を准算して太政官に申し。而して後各之を分配するなり。其役丁は雜徭を以てすること義解に見えたり)。凡そ丁を雇役せんには。本司豫め當年作る所の色目の多少を計て官に申し。錄して主計に付し。覆審して支配せよ。七月三十日以前に奏し訖へよ。十月一日より二月三十日に至る内均分して上役せしめよ。一番五十日に過ることを得され。若し要月ならは三十日に過ることを得され。其人限外に上役して。直を取らんと欲せば。聽るせ。國司皆須らく。親ら貧富强弱を知て。因て戸口に對し。即ち九等と作し。簿を定て。豫め次第を爲し。次に依て役に赴かしむへし(賦役令。按雇役とは功貨を付與して之れを役使するなり。義解に據るに。本司は木工寮を謂ふ。色目は草蓋。瓦蓋の類を色と爲し。倉廩屋觀の類を目と爲す。蓋し此條丁匠を役するか爲に設く。其一番云云は譬へは大營造有り。年月久きに彌るも一番五十日にして罷め。更に餘の番を役するなり。而して貧富强弱に隨て。之れか次第を爲すは。以て徭役の先後を定るなり。賦役令丁匠に關するの條多し。然とも其尋常徭役と異るを以て。今其一二を擧け餘は之を省略す)。凡そ令條外の雜徭は人毎に均く使へ。總て六十日に過ると得され(賦役令。按義解に云。調庸の外國中の諸事大小を論せす。總て雜徭と爲す。集解に云。令條外とは正役十日を除くの外。驛傳を送り。防隄堰を修理するの類を謂ふ。又問ふ。人毎に均く使へとは未た知らす。課不課皆使ふや否や。答ふ。正丁は六十日。次丁は三十日。少丁は十五日使ふへし。問ふ。令條外未た外字の意を知らす。答ふ。田令に其舂米京に運ふと云ふ者。賦役令に調庸の運脚均く庸調の家より出すと云ふ者。軍防令に。軍團の倉庫損壞して。須らく修理すへきは。十月以後は兵士を役することを聽るすと云ふ者等。皆此れ令條の内雜徭の限に在らす。但臨時事有れは是れ雜徭を充るなり。又令條内に雜徭を充てゝ役する處有り。田令に凡そ田式に依て功を料り。上役の日。國司仍て役月の閑要に准し。事を量て配し遣ると云ふ者。賦役令に京に供する藁藍雜用の屬は。毎年民部豫め畿内に於て。斟量して。科下すと云ふ者等。竝に是れ雜徭を充るのみ。一に云。十日の役を除く以外。皆雜徭を充つ。此を長せりと爲す。但調庸舂米を運ひ。竝に渠堰を修治すへきは。先つ用水の處を役する者等。竝に雜徭の限に在らすと。竝に錄して以て參觀に備ふ)。凡そ城隍崩穨せは兵士を役して修理せよ。若し兵士少なけれは隨近の人夫を役することを聽るす。閑月に遂(シタガヒ)て修理せよ。其崩穨過多にして交も守固を闕かは。隨て即ち修理せよ。役し訖らは。具に錄して太政官に申せ。役する所の人夫は皆十日に過ることを得され(軍防令)。凡そ功程を計るは。四月。五月。六月。七月を長功とせよ。布一常四功を得。二月。三月。八月。九月を中功とせよ。一常五功を得。

十月。十一月。十二月。正月を短功とせよ。一常六功を得(營繕令。按義解に云。每年丁匠を雇役するか爲に制を立るなり。其賦役令に丁を雇役する云々。竝に此條に依て功直を與ふと。中功一常五功を得るとは。五日を役して布一常即ち一丈三尺を得。一日の功貨布二尺六寸と爲す。四功は即ち四日を役して布一常を得。一日三尺二寸五分と爲す。乃ち日の長短に隨つて功貨を異にするなり)。凡そ京内の大橋及宮城門前の橋は。竝に木工寮修營せよ。自餘は京内の人夫を役せよ(營繕令)。凡そ大水に近して隄防有るの處は。國郡司時を以て檢行せよ。若し須らく修理すへきは。秋收訖る每に。功の多少を量て。近より遠に及し。人夫を差して修理せよ。若し暴水溢して隄防を毀壞し。交も人の患を爲さは。先つ即ち修營し。時限に拘らされ。應に五百人以上を役すへきは且役し且申せ。若し要急ならは軍團の兵士も亦通し役することを得。役する所五日に過ることを得され(營繕令。按義解に據るに。要月の役と五百人以上の役とは。皆一人五日を過ることを得さるなり。集解亦云。五百人以上を役すへしとは。單功五百人に滿るを謂ふ。是れ五日に過ることを得す。五百人以上と云ふ者は。或は千萬功有るへし。故に云每人五日に過ることを得すと。假へは人功を支料して五百の功に入るへきは。且官に申し且役す。其見役人數は或は只七八十のみ。或は一百のみ。若し千功なるへき者も亦同しと。要月の役は固より久きに彌るへからす。五百功以上各人五日を限るは蓋し民役を平準するなり)。凡そ要路の津濟渉渡するに堪へさる處は。皆船を置て運び渡せ。津に至る先後に依て次を爲し。國郡の官司檢校し。及び人夫を差して其度子に充てよ。二人已上十人以下二人每に船各一艘(雜令。按。京内の大橋云々の條以下三條。義解皆雜徭と註す見るへし。正役外に於て人夫を差科することを)。聖武天皇天平十三年九月九日。造宮に供するか爲に。大養德河内攝津山背四國の役夫五千五百人を差發す(續日本紀)。孝謙天皇天平寶字元年八月十八日。勅令に准するに雜徭は六十日なり。頃年の間國郡司等法意を存せす。必す滿てゝ役使す。平民の苦略此に由れり。自今已後皆半を減ずべし(續日本紀)。淳仁天皇天平寶字三年三月二十四日。太宰府言す。府官の見る所方に安からざるもの四有り。警固式に據るに。博多。大津及び壹岐。對馬等要害の處に於ては。船一百隻以上を置て以て不虞に備ふへし。而して今船の用ふべき無し。交も機要を闕けり安からざる一なり云々。勅す。船は宜く公粮を給ひ。雜徭を以て造らしむべし云々(續日本紀。類聚國史)。五年七月十九日。遠江國荒玉河の堤決ずること三百餘丈。單功三十萬三千七百餘人を役し。粮を充てゝ修築せしむ(續日本紀)。六年四月八日。河内國狹山の池隄決す。單功八萬三千人を以て修造す(續日本紀)。六月二十一日。河内國長瀨隄決す。單功二萬二千二百餘人を發して修造せしむ(續日本紀)。以上租稅志を節略す。尙稱德天皇以下。歷朝雜徭の事を記せり。今其二三を錄す。また同書に因て雜役の事を抄す。【雜役】後堀川天皇貞永元年二月二十六日。鎌倉府令武藏國榑沼堤大に破る。之を修固すへし。因て彼國の百姓一人を漏さす。之を催し。在家別に俵二箇を課すへし(東鑑。按俵は空俵なり。蓋し以て土豚の用に供るなり)。四條天皇仁治元年六月十一日令。五節供の事を百姓に課するを停止すへきの旨。鄕に下知すれとも。而今三月。五月。七月。九月分は地頭の口入たるへからす。歲末の節料に於ては之を取るへし(式目新篇追加。按五節供とは。五節の供御を謂ふ。其時々朝家に貢進するものなり。新式目に據るに正應三年に至り。一切百姓に課するを禁せり。五節は三月三日。五月五日。七月七日。九月九日。歲末と爲す。後世は人日。上巳。端午。七夕。重陽と爲せり)。十一月二十一日令。鎌倉中警固の爲め。篝を辻々に燒き。保内の在家に課し。結番を定て勤めしむへし(東鑑)。伏見天皇永仁元年正月十九日宣。應に攝津國内棟別錢拾文を取り。多田院本堂以下修造の料に充つへし(集古文書)。後土御門天皇應仁元年三月二十四日征夷大將軍足利義政。石淸水臨時祭の要脚を。京師の民戶棟別に課す(蜷川親元日記)。後栢原天皇大永四年三月十二日。足利義晴。棟別錢を課するを右京兆に命す(後鑑)。天文十六年六月。武田信玄制條棟別法度を定めし上は。或は逐電し。或は死亡せは。其鄕中に於て。速に辨濟すへし。」他鄕に移住する者は。漸次棟役錢を納むへし。若し或は家を棄て。或は家を賣り。國中を徘徊する者は。究索して棟別錢を取るへし。然とも其身一錢の料簡無き者は。其屋敷抱人之を譴すへし。但屋敷二百疋の内に於ては。分限に隨て其沙汰有るへし。自餘の鄕中は。一統にて之れを償ふへし。」棟別の侘言は一向に停止せり。或は逐電し。或は死亡の者多きに就き。棟別錢一倍に及はゝ披露すへし。其實否を糺し。寬宥の義を以て。分限に隨ひ。免許すへし(信玄家法。按屋敷二百疋云々。蓋し一屋金二百疋に至るまでを以て定度と爲すなり。地方全書に云。信玄棟別を課する他國の例に過く。百姓等之を疾み。一棟の長屋を作て。同居す。因て一人家を造るも亦增築を計ると。所謂侘言は是れ等の事に由れるなり)。後奈良天皇弘治二年十月。足利義輝。棟別錢を京師の民に課して。禁垣宮殿を修築す(徃年記)。正親町天皇永祿七年。足利義輝。室町の第を修理せんか爲め。棟別錢貳分を攝津國上下郡に課す(足利歷代記。按同書に云。是時

フヤク

亂後民未た堵に安せす。而して殿宇を増築し棟別役を賦課す。其課するは二郡に止らす。五畿皆之に與かる。故を以て民甚た之を苦むと。其横賦以て知へし)。天正十七年七月七日。徳川家康制條。百姓を役するに。地頭は一年に十日。代官は三日つゝたるへし(武家事記)。慶長二年三月二十四日。長曾我部元親制條。給役を過上せは。奉行に告て。之を引くへし。急用の時は。軍役の外に。人数を加て勤め。又奉行に告て。公役を引くへし。一人にして二人引くは停止す(長曾我部元親百箇條)。東山天皇元祿三年五月。征夷大將軍徳川綱吉天龍川高札。從前の如く。懈怠無く。役船を出し。晝夜相勤むへし(令條録。按諸川の舟渡すへき所は。各高札を掲て。之を課すること本文の如し。今其一を録載し。餘は之を省略す)といへり。

フラウザイ　浮浪罪のこと。徳川氏時代に於て罰則あり。青標紙に云く。【無宿片付之事】一可相渡筋に有之者。引取人呼出し可申渡(從前之例)。一引取人無之者。門前拂(享保九年極)。但病人は快氣迄溜預ケ(從前之例)。一遠國之者。行倒之類。万石以上の領主へ可相渡。御料並万石以下は其所之親類呼出し可相渡。但其所にて科有之。又は欠落並村方親類久離いたし。好身之者於無之は門前拂。一入墨敲に致候。無宿遠國者に候はゝ。領主え科候樣申聞。態々領國へ遣すに不及旨申遣。領主え可相渡(享保六年。元文三年極)。但右同斷。前に帳札にて手代浪人等揚屋に遣候節。羽がひ附いたし。乘物に入遣す。評定所内寄合共に同前」とあり。溜の事及び無籍者を收容する人足寄場の事。カムゴクの條に出せり。當時の風。武州無宿の者ありても。將軍の膝下に無籍の者ありと云ふを憚り。奉行所の宣告には。之を上州無宿。甲州無宿など記したりと云ふ。明治以後無籍の者の處分法は戸籍の部に擧げたり。又刑法違警罪中に。定りたる住居なく。平常營生の產業なくして。諸所に徘徊する者は三日以上十日以下の科料。又は一圓以上一圓九十五錢以下の罰金に處す。又二十五年一月。勅令第十一號を以て豫戒令を發布し。一定の生業を有せず。平常粗暴の言論行爲を事とする者は。地方長官之れに豫戒命令を爲すことを得(ヨカイレイ參看)。

ブラジル　伯剌西爾。又伯拉西又は巴西と書す。南亞米利加の一共和國なり。初め葡萄牙の殖民地たり。後帝國となり。又共和國となる。咖啡耕作の爲め。我か國より勞働者を送りし事ありしが。無條約國なりとの事よりして。其の危險なる事を論する者あり。仍て彼國の要求によりて。明治二十八年十一月我が國と通交條約を結びたり。然れども目下移民の狀況盛なるに至らず。

フランス　法蘭西は。佛蘭西。法朗西。佛郎察と書し。又佛郎機。佛狼機。發郎機なども云ふ。古は義利亞(ガアリヤ)と號す。國内變亂あり。或は帝國となり。或は共和國となる。今は即ち共和國なり。孝明天皇嘉永三年六月。佛蘭西帝國の軍艦長崎に來る。兵を出して之に備ふ。」安政三年六月。佛艦屢々下田。箱館。長崎に出入す。」五年八月十三日。佛船三艘品川に來り。假條約を結ふ。」六年五月。米。魯。佛。英。蘭に横濱。長崎。箱館を限り。貿易を許したるを以て。隨意に賣買すへきことを告く。」八月十二日。佛船品川に來る。二十六日。本條約を結ひ。公使ヘルクルを濟海寺に置く。十月十六日。佛公使ヘルクル登城して。將軍に謁す。」文久三年五月九日。長崎。箱館。横濱三港拒絶の書を英。佛等七國に贈る。」二十六日。萩藩佛船を下關に砲擊す。六月五日。萩藩佛船と長府に戰ふ。萩兵敗走す。」元治元年七月。幕府池田長發。河津祐邦等の奉使亡狀を責て。職を褫ふ。是より先き。長發。祐邦佛國に抵り。横濱港を鎖さんことを議す。佛人聽かす。長發等其都邑宏壯人物の繁富を觀て。心に外交の絶つへからざるを知り。乃はち其議を輟め。英蘭に至らすして歸り。上書して鎖港の陋見を破り。自主の國體を立てんと請ふ。是時幕府鎖港を以て朝旨を持す。故に長發等を譴罰するなり。」慶應元年春幕府の陸軍奉行小栗忠順。軍事掛淺野氏祐等佛人を聘して。軍制を更張せんと請ふ。幕府之を許し。栗本鯤の佛國公使に善きを以て。之を諮らしむ。公使之か介を爲さんと請ふ。乃ち外國奉行柴田剛忠を佛國に遣はして。之を聘す。鯤又忠順と議し。以爲く外人至ると雖も。其の語に通せされは。以て其法を傳ふる無し。因て又校舍を設け。佛人を延て。其語を學はんと請ふ。幕府二人をして其事を掌らしむ。」剛忠巴里に至り。佛帝ナポレオン第三世に謁し。物を献じ。造船所造立の技師及び陸海軍の士官を聘す。三年佛國巴里に萬國博覽會あり。我か國民亦出品する者あり。仍て正月徳川民部大輔昭武を佛國に遣はし。鯤等從ふ。四年徳川氏の軍隊中。大政奉還を喜ざる者あり。兵を擧げて奥羽及び函館に據る。佛國の士官國籍を脱して。其の隊に加はる。或は曰く佛帝實を幕府に貸して朝廷と戰はしめんとせりと(外交及び函館戰爭の條參看)。明治元年正月高知藩士堺浦を戍る者。佛蘭西人を斫り。九人を殺し。六人を傷く。朝廷皆捕て之れを刑し。藩主山内豐範に命して。金十五万元を出して。佛國に賠償せしむ。」二月晦日。佛國全權公使レオンロッシュ及び船將二人朝見す。」十一月二十二日。佛國全權公使マキシーム、ウートレー朝見し。其國書を上る。」明治三年普佛戰爭に當り。中立を宣言し。」四年十月四日。佛蘭西全權公使マキシーム、ウートレー朝見す(嚮く

歸國せんとするを以てなり)。」五年正月二日。佛蘭西代理公使コント、ド、チューレン朝見し。新正を賀す(後恒例と爲す)。六年七月五日。佛國代理公使コント、ド、チューレン朝見す(任滿て歸國せんとす)。七日。新任佛國全權公使ジュル、フランソワ、ギュスターウ、ベルデミー朝見し。國書を上り公使交替を報す。」九月九日。佛蘭西公使ジュル、フランソワ、キュスターヴ、ペルデミー朝見し。國書を上る(マクマホンの大統領と爲るを報す)。」九年八月十七日。佛蘭西國將に明治十一年を以て萬國大博覽會を巴里府に開かんとす。是日之を布告し。衆庶の物貨を輸送するを許す。」十一年一月十二日。外務大輔鮫島尙信を以て特命全權公使と爲し。佛國に駐劄せしむ。尋て白耳義公使を兼ねしむ。」十三年始めて刑法を發布す。これより先。佛國の法律博士ボアソナード、ド、フヲンタラビーを聘し。數年の業を以て編述する所なり。十四年七月二十日。特命全權公使井田讓の墺國在勤を免し。佛國に駐在せしむ。去年十二月四日。特命全權公使鮫島尙信。任所佛國公使館に於て病に罹りて卒するを以てなり。」十五年一月二十五日。條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府委員會する者十四人。佛國は則ち其特命全權公使ギュイヨーム、ド、ロケツト氏をして其議に與らしむ。其開會の主旨たる。從前の條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議のためにして。會議の數十六回を重ね。此年七月十七日に至りて全く議事を決了せり。」十二月二十日。參事院議官蜂須賀茂韶を特命全權公使に任し。佛國に駐在せしめ。西班牙。葡萄牙。瑞西の公使を兼ねしむ。」十六年九月十九日。佛國駐在特命全權公使井田讓。元老院議官に轉任す。」十七年六月三十日。本邦佛蘭西間郵便爲替細目規則を約定す。」十九年五月一日。再び條約改正會議を外務省に開設す。佛國政府は其特命全權公使ゼー、ア、シエンキュウヰツを該議に與らしむ。此會議は七月十八日に至り。議事を重ぬる二十七回。殆んど結了せんとするに當り。事故の爲に中止し。明治三十三年七月十五日條約改正の期に至り。居留地制度を廢し。領事裁判を撤し。對等の通商條約を實行するに至れり。

フリソデ　振袖は。近世少女の着する長袖の衣服を云ふ。徃昔には振袖といふ名目なし。貞丈雜記に云。小袖に【ふり袖】。【とめ袖】と云事。舊記にみえず。小兒は陽氣さかんにて。身の熱氣をもらさゞれば病をわづらふ事ある故。小袖の左右の脇。袖の下の邊に。口をあけていきをぬく也。袖を長くする事なし。是をわきあけと云也。簾中舊記に。わきあけと云事あるは。此事なり。今は八つくちと云。わきあけの體袖の下の所。身ごろをはなれて。今のふり袖の短き物の樣にありしより。次第〳〵に袖を長くして。風流にしたる也。寛文年中の頃迄は。女子のふり袖一尺四五寸計なるを。十六七歲の人着るを。其頃は大ふり袖とて昔なき長袖也と申ける由。古老の物語也。今はいよ〳〵長くなりて二尺四五寸に成たる也。ふり袖はいにしへなき故。昔は袖とめの祝と云事もなし。」近世奇跡考に云。延寶。天和のころ迄は。一尺五寸を大ふり袖と云ふ。「たんだふれ〳〵六尺袖を」とうたひしは。其頃のことゝぞ(一尺五寸四つ合て六尺袖也)。春臺の獨語に。すべての男女の衣服むかしは極て質素也。男子も女子も。十四五迄は長き袖を着たるに。昔はくじら尺の一尺七八寸を極りとせしに。貞享の頃より二尺ばかりになり。夫れよりやうやく長くなりて。近き頃は二尺四五寸になりぬ云々。一蝶が四季繪跋に。髮のつとゐりをこえす。ふり袖大路をすらずと書しも。延寶。天和の頃と。享保の頃と大に風俗のかはりたるをいへるなりかし」とあり。振袖にも留袖と廣袖とあり。【廣袖】には袂なし。廣袖の振袖は袖口の程よき處を打紐にて諸わなに結び。又は帛にて結ぶ。八重垣姬。石童丸及び古き禿の圖にて見るべし。今は振袖とて着る衣服なし。たゞ自身の丈によりて相應の寸尺に仕立るなり。明治三十年頃より。一般に女の袖の丈長くなり。綿服にても。大人にて一尺五寸。小女にて一尺八寸位なり。

フリツケ　振附師は。原來定まりてありしものにあらず。初めは俳優自身振附をしたり。何の頃にか囃子方の頭に。身元は旗本にて西川仙藏といへる者。人の形姿風采等を見るの巧みにして。舞臺に俳優の介科を見て。誰には彼件は形醜し抔注目する故。俳優の下廻り抔。囃子部屋抔の前を通るを。仙藏呼留め。お前彼處は斯くいふ振りにせば。格好宜し抔。注意する故。俳優も自ら仙藏に教を受くる樣になり。此振りは如何です抔質問し。遂に狂言每に相談することゝなる。舊時囃子部屋の前にて。振りの稽古をなすは此所以なり。隨分後迄振りの稽古は囃子方の前にてなせしといふ。仙藏は京都嵯峨の在藤間村の鄕人勘兵衞を伴ひ出京し。勘兵衞は能狂言師なるが。芝居の振附役を極め。爾來芝居必用の者とはなれり。是振附けの定まりし始といふべし。爾來勘十郎。歌右衞門。勘助。三十郞等輩出し。振り附といへば踊りの師にして。所作事抔の節。介科を考案し。俳優に教ふることゝはなりぬ。常の狂言には振り附の手は借らず。狂言の介科は俳優各〻の意中にあることなればなり。爾來藤間扇藏(仙を扇に改む)といへる舞踊の名人出て。芝居中に喧稱せらる。現今の芝翫の父歌右衞門は所作事に於ては特技の優なりしが。所作事の

[illegible]点に記憶せざる内之を出幕にする事故。三日間は舞臺に振附の後見を要すること後來の例となれり。今も尙此舊例を存す。天保年間三座に附屬連名は○中村座。藤間勘十郎。西川扇藏(スケ)。藤間男女太郎。西川巳之助。中村勝五郎。○市村座。西川扇藏。松本五郎市。西川國助。西川巳之助。坂東福太郎。岩井仲助。○森田座。松本五郎市。中村勝五郎。岩井仲助。此他市山七十郎といへる振附師。文化。文政頃を盛に經しが。今日は其名廢絶せしを。豫て花柳壽輔の高弟勝次郎が其の名を襲ひしが。復花柳の門下に屬し。勝次郎を以て名のる。同人は當時敏腕の人なり。舊時は芝居に於ては三番叟。終り。序開き狂言。二ツ目。三ツ目(三立目同)。二三の幕を口々に演ずるをなれば。狂言方の見習は新案の所作をなし。其の振りは囃子部屋の前にて。舊例に依り振附師に依賴し。下廻り連は之を稽古して初日出幕にするなり。一體振附師といへる者は。黑羽二重の衣服杯纏ひ居るを習慣とせるが如し。花柳杯といへる流派出來て。專ら唐棧杯の衣服を好み。粹氣を尊びしが如し。腰には一ツ印籠杯を提しものなり。新舊十八番物の狂言の節は。座附振附は上下にて舞臺へ後見に出ることあり。場に莊觀を添ふる爲と知られたり。俳優にて振附を兼し人は中村仲藏(二代目)。仲藏(初大谷鬼次)。中山小十郎。市川鰭藏なりといふ(チドリ參看)。

フリヅムバイ　飄石は。古への兵器なり。和漢三才圖會に云く。飄石(今云。不利豆牟波以)。登壇必究云。用二一提竹長五尺繩一。繫レ頭作レ兜貯レ石。搖勢一擲而去。守レ城宜レ用。【飛礫】擲二瓦礫一傷レ人也。端午日。村民兒童阻レ川。飛二瓦石一。或用二飄石一終日鬬爭。謂二之陰陣(インヂ)一。毎歲含レ憤。至二大傷一亡人。近世有二禁令一停二止之一。とあり。天武天皇の詔。及び大寶の軍防令にある抛石(イシハジキ)と云ふ者之と同じきにや。

飄石

ブリブリ　振々。(ギチヤウを見よ)

フリワケガミ　振分髮。(カミノフウを見よ)

フルギ　古着。(イチバ。コブツシヤウを見よ)

フルダウグ　古道具。(コブツシヤウを見よ)

フレ　觸は。布令の轉ぜしものか。德川氏の頃一般に遂せし法規を觸と云へり。

フレイ　布令は。布告達の總稱なり。法律及び公文式の條を見よ。

ブレイカウ　無禮講。(エムクワイを見よ)

フロ　風呂は。浴湯の槽なり。之を備へて人を浴せしむる家を風呂屋とも。錢湯とも。湯屋とも云ふ。倭訓栞に。ゆや。齋屋の義。蜻蛉日記に見ゆ。倭名抄に。浴室を訓せり。俗に浴を鬻ぐの家をもいふ。矢をかけて招牌とするは。人を祇す。射る入と訓同じ。又せむたうといふ。錢湯の義。錢を出して湯をつかふ意也」とあり。貞丈雜記に。御湯殿のうへと云は。是は御厨子所(産所の事也)の近くに。御湯殿の上と云座敷あり。是は呑湯を初として諸事に用ふべき湯を沸し置く所也。湯をあび給ふ湯なども。此湯殿の湯を運び持行く也。湯をあび給ふ所湯殿と云ふ。此湯あび給ふ所の湯殿と。湯をわかす所の湯殿とまぎるゝ故。湯をわかし置く所をば。湯殿の上と上の字を付て云也。湯あび所と。湯わかす所とは。御座敷はるかにへだゝる事なれども。湯あび所の湯は。湯わかす所よりはこび入るゆゑ。湯わかす所は。湯あび所の上と云心也。上といふは。畢竟は。本といふに同し心なり。されば。湯をわかす所を。御湯殿の上と云ふ也。御湯殿の上は。呑料の湯もわかす所なれば。御厨子所に(臺所なり)つゞきてあるゆゑ。御湯殿の上には。食物などをも置く也。されば。つれ／＼草に。雉松茸などは。御湯殿の上にかゝりたるも苦からず。又中宮の御方の御湯殿の上のくろ御たなに。暦の見えつるを。北山の入道殿の御覽じてと云々。又簾中日記に。常の御所御はき候事は。御所さまの小上らうたち御れんたいそのほか。御くわんすの間御ことのまくぎやうのま御ゆとのゝうへまでは。御なかたちはきまゐらせ候とあり。(御なかたちとは。なかゐと云所の女なり)。はくた女より上なり。魚鳥の類は。贄殿と云所に納め置く物なれども。よそより到來なり。又只今調味につかふべき魚鳥は。御湯殿の上にも假り置く也。」右いへる所はやむことなきあたりの名稱なり。さて骨董集に。今物語に。ある僧いたふろ(板風呂)と云物に入し事見えたり。その文を考ふるに。戸ある物ときこゆ。此物語は信實朝臣(文治。承久の比の人なり)のかゝれたる物也。風呂といふ名はふるき事と見えたり。なほふるき物にありもやすらん。日蓮御書錄內(卷三十九)。四條金吾におくられし書に。御弟共には常に不便の由有べし。常に湯錢ざうりのあたひなんど有るべし」とあり。かくいはれしは文久三年也。當時はやく錢湯風呂ありしなるべし。たゞしこれは寺にたてる風呂にや。太平記(卷三十

五)延文五年の所に。今度の亂は併呂山入道の所行也と。落書にもし。歌にも讀。湯屋風呂の女童部までも。もてあつかひければ云々」(これは京都の事をいへり。當時はやく京都の町に。風呂屋ありて。湯などもありしやうにきこゆ)。」また嬉遊笑覽云。今昔物語。利仁藉薯粥の饗をせし物語に。東山へ湯あみにとて人をいざなひしとあり。寺院などに湯ありしにや。信實朝臣の。今物語に。いたふろと云ものをして人々入けるに云々。此文を考ふるに。板ふろの有さまもしらぬものゝ。わき戸のうちに入てあなぬるのふろや。たけ〳〵と云ひたり。とあるは。からの蒸風呂と心得たるとみゆ。板ふろは蒸ふろにはあるべからず。むし風呂もゐなかにありしなるべし。海人藻芥云。於二湯屋一風呂進退事。湯汲搔箭。懸所添二左手一。添レ手懸湯也。不レ添レ手湯飛汁散二近處一。無骨者也。或於二湯屋一様々故實多之。當時其禮絶畢。於二高野山一者。當時致二其禮一云々。入二風呂一時可レ敲二戸二三度一是禮也。於二湯屋一雜談不レ可レ然事也。沙石集に。近代は湯屋にとめ湯して。女房入參らせむとて。ひさ〳〵とひしめきて。後にみれば。泥佛の金泥を洗ひ落して。佛をば黑々として打捨て行事ありと申あへり」とあるは。寺の湯にはあるべからず。女房入るなどいへるは。風呂屋といふものはやく有しやうなり。花營三代記。春日亭へ風呂御成といふ事年々あり。春日亭は。伊勢守の里第なり(湯女といふもの往々ありしなるべし)。いつの程よりか。そのかみの風呂多くは蒸風呂なり。夷曲集(戀部題不知)。「めをとのみ入ぬる風呂はあかなくに。せなに向ひて猶もいもふき」。老人雜話に。蒲生氏鄕諸士をもてなすに。自から頭を包み風呂の火を焚れしとあるは。陣中などは。便利をとすれば。水風呂なるべし。錢湯とは。錢をとりて人を入る風呂也。百物語に。せんたうの風呂には。かならず喧嘩出來るもの也。若もの髮洗ひ湯あふるとてとはしるちりて云々(蒸風呂にもかゝり湯は有なり)。其頃は。湯に入て髮をあらひしと也。

【風呂褌】昔し風呂に入るに犢鼻褌(フンドシ)をしめたり。骨董集に。寛永。正保の比の錢湯風呂の古圖を見るに。犢鼻褌をむすびたるまゝ。風呂入する體をゑがけり。こは畫工の心を用たる。繪そらごとにやと疑ひおもひしに。しからず。昔は民家のいやしき者も。風呂に入にかならずふどしをはなつことなし。一代男(天和二年板)。三代男(貞享三年板)等のうちにある。淺湯風呂の圖を見るに。皆ふどしをむすびて。風呂入する體をゑがけり。棠大門屋敷(寛永二年印本)一之卷に。下帶して風呂入する事をいへり。御前獨狂言(寛永二年印本)五之卷に。或人酒に醉。風呂犢鼻褌をときて。風呂入せしを。あるまじきことゝて。笑たるをしるせり。これ寛永の比まで。風呂ふどしといふものありて。常のふどしにむすびかへて。風呂いりしたる證なり(按るにふどしを湯具といふも。さるゆゑにやあらん。湯具といふより。女は湯もじともいひしなるべし。湯卷といふは。ふどしのたぐひにあらず。うちあがりたる御方の。湯殿に仕ふる者の身におほふ物也)」と見ゆ。尙湯卷の條見るべし。

寛永。正保時代錢湯風呂古圖。當時は男女ともに鬢付油を用る者まれにて。美軟石

にて毛をつけしなり。ほこりかゝりてよごれやすきゆゑにや。風呂に入毎に髮をあらひしなり。風呂入する者亂髮なるはこのゆゑなり。美軟石は五味子なり。されかつらとも。びなんかつらともいふ。半入獨吟集(印に延寶四年とあり)。前句「風呂の煙も霧なふかめそ」。附句「打拂ふ露もまだひぬ洗髮」。これらも一證とすべし。當時(寛永。正保)は常には煙管をたづさへず。たま〳〵遊行の折は。たづさふる事あれども。みづから懷中せず。奴僕にもたせたるゆゑに。丈いと長し。きせるの頭鴈の首に似たるゆゑに。鴈首の名目殘れり。火皿いと大きし。此奴僕のもてるは。いはゆる風呂敷なり。當時風呂の敷物なり。物を包む料となりても。風呂敷の名目殘れり(風呂敷の條を見よ)。

【ザクロ口】錢湯風呂の入口を柘榴口といへり。醒睡笑(元和九年作萬治元年板)二之卷に云。いづれもおなじことなるを。つれにたくをば風呂といひ。たてあけの戸なきを。柘榴風呂とはなんぞいふや。かゞみいるとのこゝろなり。」醒々云。かくいへるは廋詞なり。屈み入といふを。鏡鑄といふにとりなしたるなり。昔は鏡を磨くに。柘榴の實の醋を用ひたるゆゑなり。七十一番職人盡歌合。かゞみとぎの月の歌に「水かれやさくろのすますかげなれや。かゞみと見ゆる月のおもては」。繪にも鏡磨のかたはらに。柘榴をおきたる所をかけり。此歌合は。文安。寶德のころにつくりしものといへば。因てきたること久し」とあり。近ごろ温泉風呂を學びたる風呂多く。ザクロ口のある風呂はまれなり。

【居風呂(スエフロ)】は遺老物語。永祿已來出來初し事種々の中。スヰフロ。是は高麗陣有之より初ると云へり。また武江年表慶長十九年の條に。江戸町に。大谷隼人といふもの。居風呂といふものをたくみ出す」とあり。居風呂船は。義理櫻(刻板の年號なし。當風を見るに寶永。正德の比ならん)一之卷に。和泉の堺の事をいへる條に「六左衞門もと商人の子なれば。何がな身すぎになる事をと工夫せしに。萬事元手なければ。取つく島もなき小舟に。居風呂をこしらへ。碇をおろしたる大船のあたりを漕ありき。一人三錢の極め。これは心安き事かな。舟宿まであがりて。湯ばかりにも入れず。出來合を喰ば。相應のとゞけ入事にて。おのづから堪忍して船中にくらす所へ。仕出し居風呂こそ重寶なれと。もと船一艘より五人十人づゝ此錢湯に入つもりて。あまたの錢をまうく云々」とあれば。行水船よりおもひつきて。居風呂船をこしらへ。居風呂船より。今の湯船といふものいできしなるべし。」また荷ひ風呂は用捨箱に。延寶八年京師の記に。辻風呂云々といふ事あり。それだにめづらしく思ひしに。水風呂を所々へ持ありきし事あり。それをば荷ひ水風呂といへり。川念佛(元祿十四年刻)一の卷に。ひとりの法師あり。四條川原に年ひさしく住り云々の條。三條の下家壹間をかこひて一つのはうろくをかまへたり。一器のめんつに晝のもらひを殘し。西のすかきによせて大津繪の阿彌陀一ふくをかけたれど。あきはてぬれば念佛はまうさず(中略)。川にくだつて流れ枯木をあつめ。あすのたすけとす。身むさければ繩手を通る三文の荷ひ水風呂」といふ事あり。此册子の他はいまだ所見なし(淨瑠璃木のチヤリ場に此事あり。看板の矢もともになひありくがをかしと。故醒翁物がたられしが書とめずして標題をわすれたり)。紫の一本(天和)上野の花見の條に。あなたこなたと見るうちに。遺佚何方へ行きたるか見えず。陶齋方方尋あるきたるに。いつの間にかしたくしたりけん。大佛の後のくぼみに櫻の花盛りなる。其の下に水風呂をたてゝその中へ花入れて。温泉水なめらかに岸を洗ふと。たは言つきて垢をすりて居たり。あまり惡さに。是は氣が違ひたるかといへば。遺佚返事に歌をよむ「水風呂のあかなく思ふ花なれば。上野の山も入てこそ見れ」。いつの間にかしたくしたりと書しは。文の曲にて若辻水風呂の彼所にありしには

フロ

あらずや。慶友家集(發句狂歌集古寫本慶友は則卜養也)。萬治。寛文頃の吟なるべし。上野の風呂にて「身にぞしむ風呂も我立杣木かな」といふ句もあれば。如此おもへるなり。」雁風呂は俳諧歳時記栞草云。秋雁の渡る時。小き木をくはへ來る。是を海上に浮べ。其上にて羽の勞を休む。其木を南部外ヶ濱邊に落しおき。又春その木をくはへ歸るに。殘れる木多くあるは。人に捕られ。又は死せし雁のあれば也。故に其木を拾ひ。供養の爲めに風呂を焚て。諸人に浴せしむと云。」また伊勢の風呂吹といふ事を骨董集に。甲陽軍鑑(卷之九下)天文十四年の條に云。風呂はいづれの國にも候へども。伊勢風呂と申存細は。伊勢の國衆ほど熱風呂を好て。能吹申さるゝに付て上中下ともに熱風呂をすく。在鄕まで。大方村一つに風呂一つづゝ候て。すでに夫(ブ)あらしこまでも。風呂ふくすべを存候は。熱き風呂すく故かと見え申候。ぬるき風呂に入つけたる人は。熱風呂少もこたゆるとならざる如くに云々。」本朝諸士百家記(寶永五年印本)卷之三。婿入に舅の方にて風呂を立てもてなす事をいへる條に。廣蓋にゆかた風呂敷かき替の下帶取調。上手の吹手一兩人あひ催して風呂へ入ぬ云々。」自笑内證鑑(寶永七年印本)卷之五。大阪道頓堀の風呂屋の事をいへる條に。此風呂へ入相の比より來り。吹て吹れてざつとあがり場に座して云云」と見ゆれば。寶永の比まで風呂を吹といふことありしなるべし。伊勢人の物語を聞に。風呂を吹といふは。空風呂にあることなり。これを伊勢小風呂といふ。垢を搔者。風呂に入者の身上に息を吹かけて。垢をかくなり。しかすれば息を吹かける所にうるほい出て。垢よく落るなり。口にて拍子をとり。息を吹かけつゝ垢かくに。上手下手ありて興あることなり。そのゆゑに垢をかく者を稱へて。風呂吹といふ。今も伊勢に此事ありと語りぬ」といへり。また嬉遊笑覽に。枕草子。きひのよきもの。たち風呂へ入たるもきびはよしと有り。伊勢國今にこれ多し。おのれも楠部といふ處の茶屋にて。其風呂に入しに。作りさまかはりたる事もなく。中には湯なく。から風呂にて。湯氣のみむして。熱きを堪がたし。慣はざれば入れぬものなり。鹽ふろなどに入とおなじ。その在所にてたつるやうを聞しに。小屋ありて。其内に石を多く置。これを燒て水をそゝぎ。湯氣をたて。其上に竹の簀子を設て。是に入よしなり。大かた村々にある事なり。」さて江戸繁昌を極むるを以て。錢湯風呂益々行なはれ。幕府其取締を設けられしが。天保十三年三月の町觸に。今度十組諸問屋冥加上納金。御免に相成。都而仲間組合等相立候儀者難相成旨。被仰出候に付。諸商ひ物手廣に引請。直安に商賣致候儀者勿論之事に而。若舊來商賣致候ものより。新規の故を以差障候共。實に安直に致候分者差障難相成。右に准し湯屋髪結床を始め。諸職人共直安に渡世相始め候ものは。同樣に而差障相立候筋に者無之候。且今般神田蠟燭町家主久兵衞。外一人儀藥湯之趣に申なし。湯錢拾六文に而男女入込之湯屋相始候に付。前々男女入込之湯御制禁に有之。其上湯錢高直に相聞候間。吟味に相成候儀に而。新規に湯屋始候儀を相咎候筋に者無之間。以來湯屋相始候者。有來候者。有來候藥湯に而も。可成丈是迄より者格外直安に致し。男女入込は堅致間敷。火之元入念暮六ッ時限り相仕舞候樣。急度相守。不取締之儀無之分は。新規に候共。其儘に被差置候間。右之趣相含組合限り一同申通。家主共へも委細可申聞。」また同年五月。湯錢之儀。此節壹人八文に引下け有之候得共。諸色直段御世話被爲在。追々引下ヶ候間。釣合に不相當に候間。大人子供とも一統に壹人六文に爲引下け可申旨。今日南御番所御掛方被仰渡候間。湯錢壹人六文に湯屋共表へ張出し候樣。組合限り行屆候樣御取計可被成候。此段御達申候以上。但湯屋共表張出し左之通筆太に可認め。

西の内

湯錢
大人子供とも
御壹人前
六 文

明治革新以來白湯。藥湯。湯屋木拾等につき其營業者に種々の取締を設けらる。【浴室の構造取締】に付ては錢湯の外未だ規定あらず。警視廳史稿に云。明治十二年十月三日。警視廳は湯屋取締規則を創定す(甲第三十二號)。規則の略に曰く。湯屋及び藥湯。溫泉等を業とする者は。組合取締の加印を得て。本廳の許可を受け。一郡區ことに組合を定め。取締一名。副取締二名。乃至三名を置く。火焚所は石造若くは塗屋に築造し。煙突天井は不燃質物を用ひ。浴場は必す男女の區域を設け。浴場竝に二階等は簾幕等を以て外見を防き。夜間は十一時を限りて入浴を止め。防火及浴客の衣類等紛失せさるに注意し。又犯罪人若くは浴客の物品と換易を計る者等を認知せは。巡査若くは警視分署に告知し。浴客の遺留物若くは換易せし物品等。

五日を經由するものは所轄警視分署に上報し。且私に組合規則を設くるを得す。(十八年七月二十二日參觀)又明治十八年八月二十二日。湯屋取締規則を改定し。其構造本則に適せさるものは十月三十日(二十三年改めて。二十五年十二月限とし。後二十三年六月再改めて三十年十二月限とす)を期して之れを改造せしむ(甲第八號)。改正規則の要は。湯屋を業とする者は建設の地名。浴湯の種類。構造の方法。焚物の種類を詳記し。其位地の圖面を添付し。區長若くは戸長を經て。本廳の允許を受けしめ。建築落成の後。檢査證を受くるに非れは開業を許さす。構造の方法。竝に焚物の種類を變換するも。亦本廳の允許を受けしめ。毎月一回休業して煙突を掃除し。鑛泉。藥湯等は其種質效能竝に浴法を揭示し。鑛泉學特別の許可あるものを除くの外。前日使用せしものと浴用に供せす。同業者規約を設くる時は本廳の認可を受けしめ。且拾薪者を出すを禁する等の諸項にして。從前組合を設くるを廢止し。其他大率舊規に異ならす。而して附するに本則に違背する者は違警罪を以て處分し。或は其營業を禁止し。若くは停止するの制裁を以てす。是日又從來湯屋營業者にして其構造本則に適當せさる者は。其變換を上願せしむ(告第七號)。同十九年七月二十七日。湯屋營業許否の制限を定む(決議)。新たに浴場を建設せんとする者。在來の浴場との距離は麴町。神田。日本橋。京橋。芝。四谷。本郷。下谷。淺草の各區に在ては。直徑二町以上。麻布。赤坂。牛込。小石川。本所。深川の各區及ひ品川。新宿。板橋。千住の四宿に在ては直徑二町半以上。郡村に在ては直徑三町以上甲乙區の境界接續の地に在て。甲區に營業を出願するとき。乙區に對する距離は甲區の制限に依る。以上の制限に適せさる在來の浴場にして。其距離一町以上のものは姑らく。其改造再築を許すと雖も。自火燒失に係るものは之を許さす。而して夫の公園地若くは溫泉場に係るは此制限を適用せす。是を制限の要領と爲す。同二十三年一月十七日。湯屋取締規則を改定す(警察令第一號)。規則の略に曰く。湯屋營業の上願は所轄警察署を經て。本廳に呈出せしめ。新規開業者と最近同業者との距離。市部は直徑二町以上。郡部は同二町半以上と爲し。構造落成のときは所轄警察署を經て本廳に上報し。檢査を受けしむ。檢査證を受けさる者は開業することを許さす。檢査證面に異動を生し。若くは之を遺失毀損せしときは三日以内に其の改注を請ひ。廢業のときは之を返納せしめ。店頭には浴湯の種類及ひ營業者の住所氏名を記せる看板を揭げ。夜間は標燈を揭げ。湯錢額を揭示し。湯質を變更せしときは。所轄警察署を經て本廳に上報せしむ。免許を得るの後。正當の事由なくして六ケ月以内に開業せす。六十日以上休業する者は免許の効を失ふものとし。浴場の構造は間口五間奥行八間以上とし。道路より六尺以上を減し。石或は煉化石造と爲し。出入の戸口は男女を別異し。且外部より透見せさらしめ。浴槽は男女を別ち。其境界は高さ六尺已上にして。透見せさる隙塀を設け。左右に窻を設るときは。外部より透見せさる裝置を爲し。浴場には水槽。湯槽を備へ。汚水は屋外の下水に流下せしめ。煙突は竈前に接續し。其土臺は幅四尺奥行六尺以上にして。高さ五尺までは厚さ七寸以上の石又は煉化石を以て築造し。屋棟より六尺以上(石炭を使用するときは一丈已上)突出せしめ。竈前に近接する天井裏は不燃質物を以て之を覆ひ。火消所灰置場は竈前に地を穿ち。不燃質物を以て其周圍を築き。蓋は石或は金屬を用ひ。新材置場も亦不燃質物を用ひ。竈前より三間以上の距離を取り。浴場に破損を生せしときは速に修繕を加へ。其一部の修繕に係るときは着手。落成。共に所轄警察署に上報せしむ。新材置場及ひ其小出し場外に燃料を置くを得す。浴槽。湯槽。水槽及ひ浴場等は毎日。竈。煙突其他薪炭置場は毎月一回以上掃除し。竈。煙突の掃除を爲すの日は休業し。其日子を所轄警察署に上報して檢査を受しめ。營業者は警察署一管内ことに組合規約を設け。取締一名を公選し。其改正若くは改選を要する等。共に所轄警察署を經て。本廳の認可を受けしむ。而して附するに本則を犯す者は一日以上十日以下の拘留。或は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處するの制裁を以てし。從來の浴場にして本則の構造に牴觸する者は二十五年十二月三十一日を期して改修せしめ。其燒失若くは破壞せしときは本則の制限に適するものゝ外。再築を許さす。但郡部に限り。姑く構造制限を施行せすと爲し。其他は率れ舊規に異らす。湯屋取締の事は明治十九年以降專ら火災を豫防するの目途を以て内規を設定し。土地の繁閑。人口の多寡。及ひ同業者との距離等を測り。之を許否せしも。人民或は疑義を生するの嫌なきに非るを以て。更に構造制限等を設け。此令を發すと云ふ。以上警視廳史稿に記す所なり。猶セムトウの部を見るべし。

フロ 風爐は。茶室にて用ふる夏季の爐なり(冬季は爐を用ふ)。山本麻溪の筆記に云。風爐。自二唐宋元明一。至二本邦一用二同字一。茶經曰。以二銅鐵一鑄レ之。如二古鼎形一。凡三足。古文書二十一字。其一足云。坎レ上巽レ下離二於中一。一足云。均二五行一去二百疾一。一足云。聖唐滅レ胡。明年鑄二三足一之間。設二三窻一。前後有二一口一。後通レ飈。前滿レ爐。上竝書二古文六字一。一窻上伊公二字。一窻上羹陸二字。一窻上氏茶二字。所レ謂伊公羹陸氏茶也。置二墆埭於其内一。以設二三格一。其一格有レ翟。翟

者火禽也。离二離卦一。其一格有レ彪。彪者風獸也。离二巽卦一。其一格有レ魚。魚者水蟲也。离二坎卦一。巽主レ風。離主レ火。坎主レ水。風能興レ火。火能熟レ水。故備二其三卦一。其飾以二蓮葩垂蔓曲水方文類一。其爐鍛レ鐵爲レ之。」本邦亦同銅鐵鑄レ之。又俗有下稱二鬼風爐一者上。或銅或鐵爲レ之。其足如レ乳。故茶家呼二乳足一。從來人聞二得之一。自知レ爲二鬼風爐雅名一。語二其形一則固不レ異也」と云へり。蓋し利休形の鐵風爐に鬼面の鈫付けたる者あるに依り。此の名は出でたるなり。【土風爐】(茶集云。運泥爐)。按。陸鴻漸茶經。唐人。以三鍛鐵爐與二竹爐一云。及二南宋一亦然。元至正年中始運レ泥而造。呼レ之曰二運泥爐一是也。古有下謂二瓦爐一者上。本邦所レ謂燒拔風爐屬歟。其爐火熾則病二其爛一指。故至レ元運レ泥以爲レ之。其製精。珠光始悟二運泥製一。而命レ匠作レ之。至レ今傳レ之。云二奈良風爐一是也。陶匠欲二識姓名於彌中一。繼レ世皆同。」又洛陽南二里許。深草東邑有二陶匠一。而傚二此爐一。然奈良風爐。深草風爐。其品貴賤如二漆與一レ墨。昔宗易作二二十七種爐一。宗易弟子古田織部別削二爐底一。又別作二一品一。以二經筒一。宗易所レ造之爐。至レ今不レ廢。各三足有レ軸。有レ乳。火熾觸レ之。則自猶二人氣溫々一然也。其法位二釜於鼎頭一。前置二土盞一。乃使二火氣一。直上不レ漏二於外一。且爐名以レ釜呼レ之。如二小雲龍風爐。小阿彌堂風爐。或小丸釜。小尻張等之類一。土風爐工匠は與九郎。天下一宗四郎。宗三郎。宗善(永樂善五郎)。了全。保全(同上)。上田宗品。辻播磨。赤井陶然(尾張)。作根辨次郎(東京今戸)。橋本三次郎。源次郎。白井半七(同上)。但白井半七は貞享年間土器の工人なりしも。土風爐を造ることを始め。代々號を盧齋と云ひ。今世半七も其の業を襲ふ。

風炉の形種々アリ

プロイス 普露士。又普魯西。又は孛魯斯と書す。獨逸(參看)聯邦の一にして王國たり。普。佛戰爭以後獨逸各邦聯合して。普國王は聯邦の皇帝となれり。

フロシキ 風呂敷。近世用ゆる所の袱紗と風呂敷とは。絹布の別あれどもいつれも物を包み。又物を覆ふの用に供する者なり。和訓栞云。ふろしき俗に包袱の類をいふは。浴後に敷て座とする物の名より轉せるなるへし。若狹にてはひろしきといへは。ふろしきは廣敷の轉せるにや」とあり。貞丈雜記云。絹にても布にても四方に廣くぬひつゝけて物をつゝむを。古は平裹といひし也。殿中日々記などにひらづゝみの事みえたり。今は絹にてぬひたるをふくさといひ。布にて縫ひたるを風呂敷と云。古はふくさふろ敷といふ名はなし。すべてひらつゝみと云し也。又絹につゝむなどゝいふ事も舊記にあり。ふろしきとは風呂に入る時。湯殿に敷て。湯よりあがりたる時足をのごふ物也。物を包むに。布を縫ひつゞけたる形。かの風呂の敷物に似たる故。風呂敷と云ならはしたる也。近世の詞なり」といへり。又南嶺遺稿に。風呂敷といふものは。元湯あがりに敷くもの故ふろしきといふ。今の湯ふろしきといふは重言也。室町家の時分。大湯殿を建て。近習の大名衆一處に入給ふ事也。銘々入たる跡にて。衣服どもふろしきにつゝみをく。あがりてはふろしきをひらき。其うへになをり。後に衣服を着す。是より物を包む者を。總てふろしきといふやうに成たり。只ふくさ包といふべし。ふろしき包とはいやしき名也。右室町家の記錄の說なり」といへり。今按するに。これ等の說蓋實を得たるなるへし。又近來大風呂敷は萠黃又は淺葱色にて。定紋を染めたるもあり。通常の小風呂敷は。多くはさらさを用ひられたり。

フロフキダイコム 風呂吹大根。甲陽軍鑑に云く。熱風呂好にてよく吹申さるゝ云々。本朝諸人百家記風呂をもてなす條に云く。上手の吹手一兩人云云。伊勢の物語を聞くに風呂を吹くといふは空風呂にあることなり。垢をかくもの。風呂に入るものゝ身上に息を吹かくるなり。しかすれば息を吹かけたる所に潤ひ出で垢よく落つるなり。これを風呂吹といふと云々。さて大根を熱く蒸して煙りの立つほどなるを。大根の風呂吹といふも。息を吹かけ食ふさま。かの風呂吹に似るゆゑならん。以上骨董集に載する處なり。

フヱ 笛。今代雅樂に用ふる笛に三種あり。神樂笛。横笛。高麗笛とす。神樂笛は本邦固有の笛にてもはら神樂にのみ用ひ。横笛は唐土傳來の器にして。常に唐樂に。また高麗笛は即ち高麗樂を奏するときに用ふ。この雅樂の外に能に用ふるものを能管と稱し。俗曲に用ふるを篠笛或は單に笛と稱す。其製各別なり。さて大日本史に曰く。【神樂笛】一名和笛。又曰太笛。長尺有五寸。七孔。神樂用」と。相傳。天鈿女採二天香山竹一。雖二風竅一通二和氣一。和笛蓋起二于此一。東遊笛。一名中管。又名二歌笛一。七孔。東遊用レ之。近世換以二高麗笛一。横笛。長尺有一寸二分有奇。八孔。唐樂用レ之。尾張濱主始傳レ之。爾後石城。戶部。玉手。大神。狛。淸原等諸氏。相繼傳習とありまた同書に高麗笛又曰二伇横笛一。一名簥。七孔。高麗曲用レ之。凡笛皆横吹。以レ首爲レ左。尾爲レ右。櫻皮卷レ之。首實鉛以レ蠟固レ之。首端張レ錦。首背以二唐木一塞レ之。狀如三蟬止二竹枝一。所謂蟬是也と見えたり。また歌舞品目に【大笛】是我邦に制し出したる器なり。俗に是を神樂笛と云ふ。元々集に曰く。天照大神赫々怒入二天

岩窟。閉二磐戸一而幽居焉(中畧)。猨女君祖。天鈿女命。採二天香山竹一其虛二節間一彫二風穴一通二和氣一と云もの此笛の原始なるや。然るに其形細かりしを。太く作り改むなどゝみへたれは。古とは其狀も替り侍るにや。體源抄に大笛も本は横笛の一越調に合ほどの笛にてぞ侍りける。此の世にはそれも今少しふとりにたり。是等は皆歌うたいの音ともの此世には不足なれは。太くなしたるとぞ。此事は鳥羽院の御宇のこと也。近代は中に不レ及事也」とあり。書紀天武天皇十四年五月戊午詔曰。凡諸歌男。歌女。笛吹者即傳二己子孫一令レ習二歌笛一と云ひ。又職員令笛工八人。義解謂。供二此間吹笛一者なとみへたるは。全く我邦の古く傳たる太笛なる者のことなるべし。又延喜式雅樂寮條に。凡。諸樂横笛師等。不レ解二和笛一。不レ得二任用一と云へは。假令。唐横笛師又は高麗樂師たりとも。此邦の笛を吹くことを解せさるものは。其官に出身することあたはさることを見るへし。其和笛と云ものは。即此大笛なり。」古は前に抄錄せし如きさまにて。最盛なりしことなるを。後世には然らさるにや。體源抄曰。堀川院の御時大笛を傳ふる者。行綱一人なり。而に所勞重くして。已に斷絕せんとす。主上此由をきこしめして。源仲房をもて御使として被レ仰て曰。日頃所勞のよし。聞召といへとも。怨のことも思召さゝる間。被レ仰むれなかりつ。而に已に重るよし聞召て。尤なけきをはしめす所也。大笛まさに絕んとす。然者仲房に傳ふへしと云々。爰行綱奏申て云く。今は手わなゝきて。笛をとりてこれをさつくるにあたわすと云々。仲房かへりまいりて此由を奏す。重て被レ仰て云く。傳ことを思召す間。今已にかくの如じ返すゝゝあさましきこと也。しかれは大笛は已にたえなんとするをやと。尋仰られければ。重て奏て云。清仲にはいと異樣に候へとも。みなさつけて候と云ゝ。然は清仲なを大笛の遺物たりと云ゝ。其微々になりしさまおしはかるへし。物を秘することの甚しきときは。必此弊出來たるなり。嘆すへきことならすや。按するに大笛の形。樂家錄曰神樂笛者。長一尺五寸。或一尺四寸七分。又曰神樂笛六孔也。注加二吹口一凡七孔。その孔の名は横笛とかはることなし。又樂家錄曰。本朝官庫有二一箇神樂笛一。朝廷神樂修行時用レ之。其製皮附竹而首有二竹條一二長二寸許。有二五節一向二尾方一。此笛万治年中回祿。燒失と惜むへきことならすや。」【中管】體源抄。中管者。又名二歌笛一。律書樂圖云。長笛短笛の間これを中管と云と。東遊の時。此笛を用ふ。狛笛の今少し大なる笛なり。近頃は此笛を不レ用して。狛笛にて東遊を吹なり。狛調子歌出し大比禮これをは笛はかりにて吹。さらては歌に付て吹なりといへり。樂家錄曰。東遊笛六孔也。一名中管亦名二歌笛一。此笛近世不レ傳。無レ知二其狀一といへり。」按するに事林廣記の樂星圖譜の條に八十四調を解して云。律名姑洗宮。俗呼二中管中呂宮一。又律名㽔賓閏。俗呼二中管小石角一。なと見へたり然るに其中管なる者の器の解なし。文獻通考及陳氏樂書に據れは。中管は簫管にあたれり。曰簫管之制六孔。旁一孔加二竹膜一焉。足二黃鐘一均聲一。或謂二之尺八管一。或謂二之豎邃一。或謂二之中管一。尺八其長數也。後世官縣用レ之。豎邃其植如レ邃也。中管居二長邃短邃之中一也。今民間謂二簫管一。非二古之簫與レ管也とみへたる者。體源抄の說とは異なれとも。律書樂圖の長笛短笛の間なるにより。中管と稱するといへるに符合す。又其長笛と云ふ者の寸法を考るに。文獻通考に四尺二寸といひ。短笛は尺有咫とみへたり咫は八寸をいへは一尺八寸にて。此中間の寸法なる故に中管の名稱を得たるとみへたり。實にも歌ひものは管籥の淸聲には諧ひ難く。濁聲は和し易きを取たるものにや。今大笛の和(ヤワラ)にて歌に合せ奏すると。其所爲同しきことを察すへし。されはこれを歌笛と稱せしなるへし。又東遊笛ともいふ。【横笛】或は單に笛とも稱す。豎邃に對してかく稱するとみへたり。和名抄律書樂圖云横笛。本出二於羌一也。漢張騫使二西域一。首傳二一曲一。李延年造二新聲二十八曲一。註音敵。和名與古布江。今人唐樂所レ用謂二之横笛一。伎一部。横笛腰鼓各一。則不レ論二唐狛一。是横吹之總名也。按するに漢土にて古者笛といふ者は。皆豎に吹きし者なるにや。漢。馬融か長笛の賦もこれは洞簫の類なりしとみへたり。宋。沈括夢溪筆談曰。後漢馬融所レ賦長笛。空洞無レ底。剡二其孔一五。孔一出二其背一。正似二今尺八一。李善爲レ之。注云。七孔。長一尺四寸此乃今横笛耳。鼓吹部。謂二之横吹一。非二融所レ賦者一と。是長笛は今尺八の類にして。豎さまにして吹きし者なるを。李善は誤解して横笛と云るの。非なることを辨せしなり。」按るに今傳ふる所は。樂家錄曰。横笛七孔也。加二吹口一凡八孔。是奏二樂中華曲一用レ之笛也。又曰横笛者長一尺三寸二分八厘也。經於二尾端一。四分。厚一分二三厘許也とみへたり。」此器傳來のこと。續教訓抄曰。横笛は或は黃帝の御時より作り始め。或は漢代に始るといふ。推古天皇の御宇伎樂をわたされたるとき。伎樂吳樂には。專ら笛あるへきものなれは。渡りてそ侍りつらん。しかれとも尾張濱主承和遣唐ののち是を弘む。仍濱主を此器の祖とす。其弟子淨藏貴所。其弟子石城正枝。其弟子左近將監。戶部好多。其猶雅樂允玉手延近。其猶戶部正近此流を戶部氏といふ。正近か弟子左近將監大神是季。其猶に狛行高。仍狛氏の笛これに始る。是季か弟子基政。即大神の姓をうけて。大神の笛これに始まる。是季の弟子淸原の助貞姓をあらためす。仍淸原氏の笛あり。此外昔しきこえし笛吹とも。そのなかれ相續せらるゝうえ

は、しろすにをよはすといへり。今按するに三代實錄に大田麻呂傳にも天長初任二百濟樂笛師一。尋轉二唐橫笛師一といへり。」且天長中定むる所の職員令に唐の笛師あるときは。此笛と稱する者橫笛なるを知へし。然れは續教訓抄にいふ所いかゝあるへき。」又漢土南北朝の時橫笛を詠せり。天中記引二樂纂一曰。橫笛小篪也。梁朝歌云。快馬不レ須レ鞭。仰折楊柳枝。下レ馬吹二橫笛一。愁殺路傍兒。また〇龍笛。文選馬融長笛の賦に出たり。其辭に曰近世雙笛從レ羌起。羌人伐レ竹未レ及レ已。龍鳴二水中一不レ見レ已。截レ竹吹レ之聲相似といへり。李善か注に曰風俗通曰笛元羌出。又有二羌笛一然羌笛與レ笛二器不レ同。長二於古笛一有二三孔一。大小異。故謂二之雙笛一。又云羌。胡鐘切。已謂レ龍也。また〇羌笛。樂府雜錄に。笛。羌樂也と。羌は地の名。說文には西戎牧羊人也。西方羌從レ羊と。又前漢匈奴傳に西樓月氏氐羌。註二笛羌姓之別。舜從二于三危一。今阿闍之西南羌是也といへり。唐白居易か廢琴歌に。羌笛與秦琴の句あり。〇やうてう。古き物語等にやうてうといへり。義經記に白き大口に。白きひたゝれに。紫そめの紐つけて。折ゑぼしのかたしを。きつとひきたてゝ。松風となづけたる。かん竹のやうてふを持。はかまのそば高らかに引あげて。幕さつと引あけといひ。又同記にあそはされとも。かんちくのやうてふをもちけるなとみえたり。詹々言曰。橫笛をやうてうと云ふを。或人云。昔し朝鮮人對馬へ來て橫笛をやうてうと云ひしを。對馬人聞傳へて。今に云へるなり。中山大納言紀に。讀みの變りたるを書けるに。對馬音に橫笛をやうてうといふことしと云へりとそ。【狛笛】又高麗笛に作る。高麗の樂曲。此笛を以て奏すれはなり。和名抄。篞。唐令云。高麗笛伎橫笛。又高麗笛は。俗云。古末布江と教訓抄以二此笛一古樂をは吹也。有二三音一。一越調呂。雙調呂。平調律。體源抄昔の狛笛は橫笛の尻よりさしいれらるゝほとにちいさかりけり。而に今の世には事の外に大になりたるなり。樂家錄云高麗笛者。長一尺二寸。徑於二尾端一三分許也。又云。高麗笛は六孔也。此笛高麗曲用レ之也とみえたり。」體源抄昔推古天皇の御時。初て高麗國より舞師。樂師等わたる。其後大唐。高麗共に奏。左右相對して朝家の吉事に召仕るゝとあり。今按するに。推古帝の時。初て樂をわたしたるといへとも。允恭帝の御時。新羅より樂人を貢し。欽明帝の御時。百濟樂人を貢せしかは。さためてこのときよりや。此笛は傳へたるにや。然るに明文なし。又白河帝の御時には狛笛の絕しをなけかせ給ひて。公滿(公光法名)を博定か師として。博定に傳へらるゝの說あり。委しくは體源抄にみえたりとあり。さてまた【笛の所名】首。息の出る方なり。懷竹抄曰。以レ下爲レ頭とす。秘說也。體源抄曰。悉蠱藏。竹のすゑを首とす。返音抄裏書曰。筆杪爲二首口音一〇尾。吹口の方なり。反音抄裏書曰。竹節爲レ尾。體源抄曰。悉蠱藏竹節を節尾とす。」〇歌。按するに。懷竹抄笛の圖に。吹口より六の孔までの間に歌とあり。今も俗に吹口を歌口と稱す。絲竹口傳云大水龍は冷泉院の御ものくろはしくおはしけるとき。刀にてうたくちを削らせ給ひけれは。異竹にて其あとをふせたりとそ。富家殿は申ける。按するに漢土に歌口を上孔と云。書叙指南曰。笛吹處孔。曰二上孔一〇下口。吉野拾遺曰。堀河の院こそ。笛の御たしなみふかく寒月のかけによもすからふかせ給ひ。かはらけを藏人にもたせられ。ふえの下口にあてさせ心見させ給ふに御いきのしつく。かはらけにしたゝり。一夜にみたひ給けると。つたへたりと。是は漢土の上孔の名目に對する稱なり。然るに夜鶴庭訓抄には。末のきり目を口といふへからす。事には。五中の穴をおほひて。口の聲は吹なり。されは聲のいつる所あるかゆゑに。口といふなり。」〇蟬。歌口の邊の背面にあり。樂家錄曰。其狀。似二于蟬止一故名レ之乎。按漢朝笛圖。無二謂レ蟬者一。想是起二于蟬折之蟬一乎。長門本平家物語云。此宮(高倉宮也)御えた。せみおれといふ。二の御笛をもたせ給ひたりけり。蟬折を彌勒寺に奉給ふ。此御笛は鳥羽院御時こかれを千兩唐土の御門に奉らせ給ひたりけれは。その御返報と思しくて。漢竹一を給ひけり。院ひさうしおほしめされて。三井寺のほうりん院僧正覺祐に仰せて。だんの上に立て。七日かぢ有。作開せられたりける御笛なり。おほやけの御遊には取出されす。御賀の有けるに。高松中納言實平卿給てふかれたりけるに。御遊はてゝ。不通のやうに思てひざのしたになきて。又取出てふかんとせられたれは。笛とかめてや。思ひけん取はつして。せみをうちおりてけり。希代のふかく何事か是にしかん哉。是よりしては。御笛をせみ折とは名付られたり。」

【孔名】干(カン)。懷竹抄曰。爲レ商。即方西(金音)。秋季也。是有二三條一。謂二平調。(律)。大食調。(呂)。乞食調。(呂)。」是太笛。狛笛は首より第一孔也。橫笛は第二孔なり。」〇五(ゴ)。懷竹抄曰。爲二變徵一。即名二林鐘調一。謂二下無調一也。亦非二別條一。鹽義也。同二次孔一故。太笛。狛笛は。第二孔。橫笛は第三笛なり。」〇丄(ジヤウ)。上の古字なり。懷竹抄曰。爲レ角。即方東(木音)。春季也。名雙調(呂)於二律音一未二傳來一(口傳曰。渡物時。可レ有二律音一也。)」太笛。狛笛は第三孔。橫笛は第四孔。」〇夕(シヤク)。按するに此孔名。夕の字。恐らくは。勺の字の轉訛なるにや。勺と尺とは。國音同し。漢土に尺を黃鐘に配す。若くは誤れるとを知らさる乎。懷竹抄曰。即方南(火音)。夏季也。是有二二條一。謂二黃鐘調一(律)。水調。呂。」太笛。狛笛は第五孔。」〇中(チウ)。懷竹抄曰。爲レ羽。即方北(水音)。冬

季也。名二盤渉調一(律)。於二呂者一留宮音。未二傳來一。但口傳曰。蘇甲樂終曲宮音。頗爲呂音也。」太笛。狛笛は第五孔。横笛は第六孔なり。」口六。懷竹抄曰六口二穴。爲レ宮。即方中央(土音)。四季也。是有二一條一爲二一越一。次穴非二別條一。名爲二無調一。是諸音鹽梅故也。○太笛。狛笛は第六孔。横笛は第七孔。」○丅。是下の字の古文なり。懷竹抄曰爲二變徵一即名二角調一謂二上無調一也。竹節丅孔所二以吹一之者也。體源抄曰。悉曇藏云。中六二を合て。丅と名くるなり。竹節の下孔。所二以吹一之者也。又圖に云。丅穴上夕を開て出レ之。又五中を開て出レ之。又云。丅の穴。下方よりかぞへて。上方にいたる。但六夕一度に開吹を。丅穴とする也。皆ふさきて吹を口六となつくる也。下穴をは六の穴となつくる也。又反音抄裏書曰。口六二孔一音也。大小合爲二一越調一とみえたり。」徒然草曰。四條黄門命せられていわく。龍秋は道にとりてはやんことなきものなり。先日來りていわく。短慮のいたりきはめて荒涼のことなれとも。横笛の五の穴は。聊いふかしき所侍るかと。ひそかに是をなす。其故は干の穴は。平調五の穴は下無調なり。其間に勝絶調をへたてたり。上の穴。雙調次に鳧鐘をきて。夕の穴。黄鐘調なり。其次に鸞鏡調をゝきて中の穴。盤渉調。中と。六とのあはひに。神仙調あり。かやうに間々にみな一律をぬすめるに。五穴のみ上の間に調子をもたすして。しかも間をくはる事ひとしき故に。其聲不快なり。されは此穴をふく時は必すのく。のけあへぬ時は。物にあわす吹うる事かたしと申き。料簡のいたり。誠に興有り。先達後生をゝそるといふ事。此事なりと侍りき。他日に景茂申侍りしは。笙はしらへを同せてもちたれは。たゝふくばかりなり。笛は吹なから。いきのうちにてかつしらへもてゆく物なれば。穴ごとに口傳のうへに性骨をくわへて心を入る事五の穴のみにかきらす。ひとへにのくとばかりもさたむへからす。あしくふけは。いつれの穴も心よからす。上手はいつれをもふきあはす。呂律の物にかなはさるは人のとがなり。うつわものゝ失にあらすやう申義」とみえたり。附て以て考に備ふ。○口。體源抄曰。悉曇藏云。本管の穴。是れをよひて口とす。又云。管穴をもて。口とするを秘説なり。又云末の切目を口の音と云ふことはかくすへきこと也。五。中の音をおひて。皆ふさきて吹音也。又古實に六穴をすかして吹なり。按するに吉水院樂書に笛の穴名を配りたる圖に。歌口を口とし。皆悉の音を口の又の說とす。

【器具】鞘。笛を容れる具なり。樂家錄曰笛用レ鞘。皆平常之事也。於二晴御遊一者不レ用レ鞘出レ鞘横持レ之。又云。凡笛鞘有二二品一。横笛。高麗笛並納。曰二二鞘一。横笛耳納。曰二一鞘一。神樂笛者不レ用レ鞘。用レ紙包レ之。又曰。笛鞘由二樂人左右一異也。左方者横笛爲レ前。右方以二高麗笛一爲レ前。但笛者皆爲レ右。」○袋。樂家錄曰。笛用レ袋者近代之事也。故無二定法一。大抵表錦或金襴。裏純子或織色。長二於鞘一三寸許。以レ縫爲レ前。於下自二鞘端一二寸許下上。縫二止之一。納レ鞘折反。餘以レ緒結レ之。底有レ角。或少圓縫レ之。一法腋縫目在二手上一。」按するに。笛袋を用ること古くより間々みへたり。本朝文粹清愼公奏三爲二先帝一修二諷誦一願文に。横笛一管。高麗笛一管。注に。已上各納二入唐錦袋一とみえたり。これ康保四年七月七日のこと也。

【笛の名器】種々あり。大日本史に曰。其名器。有二大穴。京不見。葉二。青竹。柯亭。大小水龍。雲火。海人燒殘等一。大穴。是太子廏戸所レ製云。京不レ見。亦太子作。在二攝津天王寺一。葉二一又名二鬼丸一。朱雀帝重器。源博雅嘗吹二笛朱雀門一。曾有レ人來共吹。乃換レ器奏レ曲。其音妙絕。竟獲焉。即此器。笛管有二二葉一。故名。稱爲二天下第一笛一。青竹。蟬有二二葉一。色鮮碧。故又號二青葉一。稱二第二笛一。柯亭後漢蔡邕取二柯亭椽竹一所レ製。傳二于本朝一。藤原公任藏レ之。是爲二第三笛一。後歸二光嚴皇子榮仁親王一。獻二之後小松帝一。自レ古唯朝廷大禮淸暑堂神樂用レ之。大水龍。小水龍寫二水中龍吟一製レ之。管大音豐者。名二大水龍一。即第四笛也。小水龍音亦絕妙。是爲二第五笛一。雲火三器。皆村上帝寶器。帝尤愛二小水龍一御遊常御レ之。海人燒殘又號二頭燒一。鳥羽帝御器。人或見三蠻丁然竹責レ鹽有二餘燼一。截以爲レ笛。音甚美。故名と見えたり。尚又此他に樂道類集に記せる名器あり。曰く。小蟬は廿竹の笛なり。元は淨藏か笛なり。件の笛つたはりて小一條院におりけるを傳々して三宮に候けり。あざやかなる笛の蟬三筋あほ〳〵として付たりき。猪にくひをられて。吹穴より下は鹿角をもて繼たりける。彼笛仁和寺の大教院一品の宮の御所燒亡の時燒失畢。其時武吉が白笙。又時元が翁丸。二管共に燒畢。○虵逃は樂人淸原助種が先祖の笛也。而るを右近府生助元肩役の間懈怠ありて左近府の下藏に押籠られたりけるに。此下藏は虵のすむなるものをと恐敷思て居たりけるほどに。夜半許になりて大虵出來れり。頭は獅子ばかりにて眼はかなまりの如し。三尺許なる舌を指出て。大口をあきて既に近く寄て呑んとしけり。助元肝心も失はてながら。笛を抜出てわなゝく〳〵見虵樂の破を吹けり。大虵來留て頭を高持上て笛を聞氣色あり。暫時聞て歸らせにけり。仍虵逃と名く。或虵丸共號す。今世偁レ之。助種が傳へたるを公時に讓たてまつると云々。」○助枝丸は倭竹。或人云。昔興福寺維摩會の時。舞人狛光高箏例にまかせて廳屋に着て餔食す。其屋星霜多つみて垣壁半は穿助枝の中に一の竹あり。笛竹にあり土中にて年序を歷るといへども。其穢未レ絕。光高きりて笛とす。其音果して優美なり。

累代相傳して則房の世まてこれあり。今は傳ふ人なき歟。」〇重代丸は左大臣公能の笛也。基通弟子也。仍世人公能の重代丸といへり。」〇內宴丸は六條禪閤蓮道の名笛也。宴の時大神基政これを吹。仍て名とす。 蓋馬の內侍が曲水丸に擬ふなり。」〇虎丸此笛は或記云。源賴俊の笛也。伏見の修理大夫俊綱取藏されて數年かへしえざる間。 賴俊彼大夫のもとへ參向して世間の物語などして出かけに實には彼笛返給へと申に。 物の中に置失ふて侍るなりとて立れけるを。指貫をとりて引止めて。唯今日返給てんと云てければ術なく取いだされたりけり。」〇甘竹の腰丸は大神宗賢が笛也。 此笛或僧出來てこれを賣。而るに夕穴の下二三分許聊折たる事あり。仍管絃令人家雖を加へてこれを不レ買。式賢路次にて見て音を聞に難なし。仍て買畢。其後所々の法會にこれを吹。宗賢これをきゝて甚以て驚讃す。頗所望の氣あり。 仍これを與ふ。 建久の比梶非の宮の童舞主上御覽の時閑院殿此笛を召て御覽ありて御感しきりなり。以て後日にこれを進畢。腰に病あるによりて腰丸と號す。」〇寢暗丸此笛は大神式賢年來の笛也音聲絕妙也。 頗鶯の竹の中の音に似たり。 仍寢暗丸と號す。」〇般若丸は堀河院の御物也。而を明暹已講大般若御讀經に召れて侍けるに。主上御笛をあそばす。調へに隨て又た音を合せて讀けり。主上是をたのもしく思召て。六調子を替てあそばす。其に隨て又音たがはず。其時是は何者ぞと御尋あり。出雲守明衡か息尾張得業圓憲か弟子明暹と申者也と。然は定て笛仕らんと。彼御笛を下給たりける也。」〇綱代丸は音容共に吉し。天王寺樂人秦公綱か笛也。而るに二條中納言定輔をもて仙洞に獻す。」〇下腰は伏見修理大夫俊綱の家に一の侍客あり自愛したる笛を持たり今稱する故をしらす大夫得と思ふに客ゆるさず。 遂に勘氣に及ふ。時。客の曰隨分の寶物忽にせられんをなげく。願は一曲を吹て直に獻せん。大夫諾して是を赦す。 客僞りて他笛を持參て數曲を吹て云く。 汝か爲に還て殃を受。 所レ獲何の益ぞとて。笛を甃に投て打くだき畢。大夫ちから無して止め。其後竊に宇治殿にこれを進ず。成高が大丸ふぜいに似たり。」〇大丸。豐府生時行貴重の笛也。仍俗呼て時行が大丸と云。藏人經正傳レ之。」〇大穴。 世人是れ長慶が大穴と云。孝道これを傳ると云々。 今河州叡福寺に大穴と云寶笛あり。是又別管歟。如何。」〇高野丸。此笛は三位中將維盛卿の笛也。是は小松內大臣殿に或女房之を賣る。 讃岐高野莊米百斛をもて留レ之。 而彼三位西海下向の時。女房に是を讓る。 彼女房佛事の爲に用途になさるゝとき。鵄眼三十貫にとゝめらる。今は八幡の幸淸坊のもとにありと云なり。」〇荒序丸は胡竹の笛也。 承久二年九月十九日水無瀨殿の舞御覽の時。右衞門督親兼此笛をもて荒序を吹しめ給ふ。同二十日これを進覽す。 仍此名を付給と云。」〇大笛の頭嗚。 承久二年二月三日水無瀨殿にて前右衞門督親兼當院に進覽す。此笛は大神宗賢年來の所持也。」〇無名は刑部少輔家基に一の笛あり。往古の名物なり。 即堀河院に獻す。尤叡感あり。但吹穴巳に割れ。其聲間透。仍て木工式部大輔俊重を以て修理せられ。紫檀をもて加ふ。其後大神基政吹レ之。 奏申て云。上古にはぢさる名器なり。但木音相交。是頗瑕瑾也と申に。 再叡感有と云々。 竹木の音聞分けたるを誠に名譽の樂人也。」〇水龍は。笛の名器にして大小二管あり。大を天下の第四笛と稱し。小を第五笛といふ。體源抄に曰ふ。天曆帝の御笛也。此笛管大に音豐也。衆管に越ゆる大の字を加ふ。笛は水中の龍吟を寫す。故に水龍と稱す。帝甚たこれを秘して不レ用。 これを寶とすと。知足院殿仰に云。 冷泉院不例の御心地の比。小刀にて歌口を削りすてさせ給たりけるを。御室參會せさせ給ふて。 其穴の間に異竹をふせられたるとぞ。 其後冷泉院の御時件の笛人の盜たりければ世間のさわぎにて御修法など行れけるしるしにや。御河水に打入て置たりけるを。うとましがらせ給ふれは宇治殿申給ふて。御經藏にをかせ給けるなりと〇小水龍。此笛も略ゝ大水龍に似たり。其音尤絕妙也。上常にこれを奉らずと云をなし。 今世傳て禁裏にあり。此笛新院の御宇藏人吹穴の上喉を打折る。然間大納言泰通これを奉て御修理あり。 元文三年正月五日八幡住侶阿闍梨覺暹を召仰て首をつぎ。 裝束をせらる。其笛の歌口普通の笛に三分あまり延たり。 音も事外に此比の圖太にありき。此笛三曲をきわめざらん者は吹べからずと。大納言殿仰らるゝ間。細工人なろ〳〵笛を心うと雖。之をつかず。宗賢これを吹と見えたり。」〇古人傳云。 叡山の寶藏に牙笛一管あり。件笛は慈覺大師入唐して五台山に登て文珠を拜したてまつらんとす。然而文珠顯現し玉はず。只雲中に微音をなす。 音やみて落しをくものあり。これを見るに件の牙笛也と云々。」〇東大寺の寶庫に一管あり此いつれの代に渡れりと知者なしと云々。」〇南陽王は。王七歲にて位につく夢をみて二つの笛を得たり。一つの笛をは旱笛と名く。一つの笛を雨笛と云。 さめて後見るに現にこれあり。南陽王一つの笛を取てふけば雨しきりにふれり。又一笛をふけば晴て旱すと云々。」 〇小枝は高倉の宮の御笛なり。治承四年御謀反巳にあらわれて。三井寺へ落させたまふとき。 此御笛をわすれさせ給たるを。 信貫と云侍見付て追付てまいらせたりければ。 宮なゝめならず御感ありて。 我死なば此笛を御棺に入よとぞ仰ける。 甚御秘藏の御笛なりと。 其他〇讃岐〇中管〇庭筠〇釘打〇富士丸〇音丸〇赤斑丸〇蟬折

フエ

フエ

○平禮○拍子合○神兒寺等あり。尙近代の名器といふは。青葉（攝州須磨寺什物）。七文字（吉野藏王堂什物）。山伏（和州信貴山什物）。本枯（蕃山。熊澤了介所持）。錫杖丸（上家什物）等なり。按するに錫杖丸は今近衞公爵家にあり。

【其他の笛】右の外。能に用ふる能管。俗樂に用ふる横笛。淸樂に用ふる明笛。洋樂に用ふる横笛などあり。尺八。笙。簫等參看すべし。

【獵具としての笛】鳥獸の聲に擬したる笛を用ゐて鳥獸を呼よせるを古來あり。其種一ならず。ふるくより已に好事者の弄びたるをと見え。元祿に松尾芭蕉の手柬中に水鷄笛。ほとゝきす笛の事あり。」○鹿笛。年浪草に曰ふ。鹿笛は獵人以二鹿角根及胎鹿皮或蝦蟇皮一作レ笛。吹僞二牝鹿之音一。牡鹿匍匐來。覓擢レ谅或入二陷穽一云々。徒然草曰。女のはける足だにて作る笛には秋の鹿必ずよると云々とあり。北海道土人アイヌも之を用ふ。又鳩吹といふも古くより行はれ。古歌等にも見えたり。さて鳥笛は時事新報（明治三十四年一月六日）に東京府下第一の好鳥家牧野紋十郎の說あり。左に摘錄す。

牧野紋十郎は愛知縣士族にて。家三代の鷹匠なり。鳥をよびよせる笛は祖先傳來にて金製竹製其種類八種（圖參看）とす。○翡翠。小ビンは一名を川蟬ともいひ。大ビン。通常ビン。山セウビンの三種あり。前の二ツは同じものなれど。山セウビン丈けは稍ゝ大きく。毛色は赤く。田畑抔にとまらず。此鳥は毎年土用頃臺灣より渡來り。四月頃には同處へ歸る。何れも山谷に住み。崖を一尺許り嘴にて掘り。中の方を稍ゝ廣くし。其處に苔を持運びて巢を作り。玉子十二三を產む。此鳥を呼寄せるに圖中（一）の如き一厘錢大の銅製の笛あり。之を横に咬へて成るべく呼吸を急しくチツ〱と吹く。○鶺鴒には磯鶺。青鶺の二種あり。何れも十月頃東方より渡り。翌三月末方より四月にかけて去る。磯鶺は岩の間の凹みし處に。毛又はその他の軟かなるものを咬へ來りて巢を作り。又靑鶺は楓又は槻の高き枯枝に巢をかけ。四ッ五ッ位玉子を產む。此鳥を呼ぶには矢張り前の笛を用ひ。ヒーヒーと響かす。前のと音の違ふは。舌を動かさぬ樣にし呼氣を深くする故なり。○水鷄。此鳥は常に池又は川端の草中に住み。四ッ五ッ位玉子を產む。是を呼ぶには先づ圖中（二）にある如き長さ二寸許りの竹笛の兩端を指頭に押へ。中央の穴のある處に口を當て。極く輕くピヨピヨと吹く。而して愈ゝ鳥の出て來りし時は圖中（三）の笛（長さ一寸許りにて兩竹緣の間に絹の切れを張る）を横に口に當て。稍ゝ強く吹きヒユヒユと鳴らす。○百舌。百舌には赤百舌。種百舌。青百舌。山百舌の四種あり。何れも大同小異なり。此鳥は何處にも居り。大抵櫟の木又は合歡の木の低き處に巢を作り。四ッ五ッ許り玉子を產む。毎年秋南より渡り來り。翌三月末又同じ方に歸る。是れは大抵親鳥にて呼ぶ故。呼笛の用なし。○鶲。これは渡りと地着きの二種あり。同じ形なり。渡りは小く。地着きは大なり。巢は草の間にあつて。十二三も玉子を產む。春雨の多き時は。鳥の育ち惡しきが如し。此鳥を呼ぶには。圖中（四）にある笛をピヽピピと吹くなり。其吹き方は笛の下部を指頭にて押へ。上部の口より呼吸短く稍ゝ強く吹くなり。○懸巢。日光附近に多く產し。櫟の木の繁茂したる處に馬や犬の毛抔を澤山咬へ來りて巢を作り。四ッ五ッ許り玉子を產む。此鳥は常々ギヤ〱と鳴く。是れは別に呼笛の必要なし。○頰白。渡りはなく常に地着きのものなり。低き木に茶碗の如き奇麗なる巢を作り。四ッ五ッ玉子を產む。此鳥を呼ぶには。矢張り小ビンの笛にてクチ〱と吹く。小ビンと發音の違ふは。腰ゝ舌を動かして呼吸を急はしくする故なり。○鶫（テウマ）。鶫には赤ッパラ。黒ツグ。マメジロツムゲ。眞正鶫の各種あつて。何も富士の麓の杉の枝の元に苔を卷付け巢を作る。此鳥は毎年十月頃東南の方より來り。前の三種は地着となるもあれど。眞正鶫のみは悉く八十八夜迄に舊地に歸る。此鳥は何處で卵を產むや。大學にても未だ知る能ず。且秋に入て暴風に逢ば。此鳥愈ゝ多く渡り來る。又此鳥をして逃れざらしむるに餘程面白い仕方有。元來此鳥は少し大なる鳥即鷹抔飛來れば。互に小聲にてツーと叫び。暗に氣を付よと合圖して。身體を縮め。動かぬ樣にするを例とす。故に此鳥を見し時は呼吸を極く弱くして。例の小ビンの笛にてツーと吹時は鷹でも來たるかと心得。身體を縮めて容易に動かぬなり。○鳩は。山鳩。青鳩。ズカミ鳩。土鳩の四種あり。ズカミ鳩は鼠色。又土鳩は人も知る如く堂宇又は棟下の梁に住む。是を除く外は何れも細き木の技に巢をかけ。下より見ればよく見透かさる。此鳥を呼寄せるには。圖中（五）

一　二　三　四　五　イ　ロ　六　七　イ　八

にある竹笛(長さ三寸五分圓徑一寸にして。イの處は身と皮とを離せり)をスチ、ボスチ、ボと吹くなり。卽ちロの處へ右の掌を當て。イを口に入れ。頰を膨らせて呼吸しながら。舌を動かして稍〻强く吹くなり。○鶺鴒。是れは多く橋の下の木に巢を作る。之を呼寄せるには。小ピンの笛に呼吸を少し緩く。舌尖を少しく動かしてチキチ〳〵と吹く。○雉子。是を呼寄せるには。圖中(六)にある笛(一厘錢大にて銅製)にてチョウ〳〵と響かす。其法は笛の橫手を口に挿み。兩方の孔に輕く手を當て。而して呼吸せわしく吹く。此笛は小ピンの笛の如くに表裏に孔なく。只一つよりなる。○目白。大小目白。小笠原目白の三種ありて。小笠原目白は大目白よりも倘ほ大きなり。何れも山中の木の間に蜘蛛の絲を三角形にかけ。其央に木皮又は馬毛を寄集めて巢を拵へ。四ッ五ッ許り玉子を產む。此鳥は每年九月東南の方より渡り。四月頃其三分の一位歸る。氣候の寒き時は渡り方早く。暖き時は十四。五日程後る。此鳥を呼寄せるには。矢張り小ピンの笛をチーと吹くなり。小ピンと發音の違ふは呼吸を緩くして且つ稍〻長く吹く。○鴫。圖中(七)の如き竹笛(長さ三寸あり。上部イの處は身と皮と離れ居り)にてイの部を口に入れてキュ〳〵と吹く。其息は筒に傳り。更に孔より出て發音す。○雲雀は。大。小雲雀。田雲雀の三種あり。田雲雀は他のものよりは少し身體長し。何れも田の畔又は草の間に穴を掘り。薄の穗抔にて巢を拵へ。四ッ五ッ許り玉子を產む。此鳥を呼寄せるには。矢張り小ピンの笛にてチーリユー〳〵といはす。其吹方は餘程六しく。此笛を能く吹もの少なし。○兎。最後の笛は。兎に用ひる笛なり。圖中(八)にある如く。片側は木製片側は獸皮を張り。中を凹くゝせり。之をキイキイと吹くなり其吹き方は先づ皮を唾で濡し。而して其處を兩手の指にて輕く抑へ。夫れから上の口より呼吸に力を入れて吹く。兎は友達の哀れな目に逢ひ居ると心得。早速數多飛出し來るなり云々。其の他鳥。鶉。雀。蟬。蛙等の笛あり。皆玩具なり。

へ之部

ヘイアムノテウ　平安之朝は。奈良朝時代の次にして桓武天皇より文德天皇まで。七十七年間の時代を稱す。こは桓武天皇の延曆十三年に。都を山城國乙訓郡長岡宮より同葛野郡宇多に奠めて。平安城と稱したる故なり。以後猶は平安に都すと雖も。世に之を藤原氏時代と稱する者多し。

ヘイアムノテムト　平安奠都。(ミヤコを見よ)

ヘイガク　兵學に流派あるは。近世のことにして。足利氏の末世。永祿。天正の頃。上杉輝虎。武田晴信の如き。善く兵を用ふる者。輩出して。互に相下らす。龍驤虎視して。各〻其方畧を盡しゝより。遂には兵學流派の胚胎をなせり。元和以後。兵學を以て著れたる者。大抵二家の法を祖述せしなり。されと其事實は最ふるくより行はれしことにて。日本紀。持統七年十二月丙辰朔丙子。遣二陣法博士等一。教二習諸國一とあり。貝原氏の和事始に。今世にいはゆる軍法者これなり」といへり。日本古昔所レ傳【八陣】(大江維時自二唐朝一所二傳來一。出二于訓閱集一)一曰魚鱗。二曰鶴翼。三曰雁行。四曰彎月。或曰二偃月一。五曰鋒矢。六曰衡軛。七曰長蛇。八曰方圓。また天平寶字四年。遣三授刀舍人春日部三關。中衞舍人土師宿禰關成等六人於二太宰府一。就二大貳吉備朝臣眞備一。令レ習二諸葛亮八陣。孫子九地。及結營向背之法一(續紀)とあり。李衞公問對。太宗問曰。天地風雲龍虎鳥蛇。斯八陣何義也。靖曰。古人秘二藏此法一。故詭二設八名于八陣一。本一也。また九地は。孫子に善守者藏二於九地之下一とあり。【九地】とは。散地。輕地。爭地。交地。衢地。重地。圮地。圍地。死地をいふなり。これを以て見れは。兵學を講するは古きことなれど。何流某派と立別れしは。近きことなり。爰に武術流祖を引き。以て兵學流派の淵源を示すへし。○【甲州流】小幡勘兵衞景憲。甲州武田家の人也。曾祖父小畠日淨入道盛次。遠州の人。而仕二武田信縄信虎一。其子孫十郎虎盛。其子昌盛以二信玄命一改二小幡一。其子勘兵衞景憲。元龜元年九月朔日生。奉二仕東照宮一有二戰功一。大阪沒落。天下歸レ一後。招二甲州先方士一。問二兵法一。補二甲陽軍鑑闕文一故世人尊レ之爲二甲州流宗師一。又習二軍配於岡本宣就。赤澤太郎右衞門。益田秀成一。悟二奥旨一。于レ時寬文三癸卯年二月二十五日卒。享年九十有二。遊二其門一者。大率至二于二千一。述二作若干書一。授二門人一。芳名不レ朽二千歲一。北條安房守氏長。小早川能久傑出たり。小早川式部能久毛利元就之八男。小早川秀包三男也。自二幼年一好二兵書一。就二小幡景憲一得二其宗門一。香西成資傑出たり。香西は讚州の人也。仕二黑田家一。撰二兵術文稿一。【北條流】北條安房守平氏長。其先遠州の人。而福島氏代々屬二北條家麾下一。改二北條一。高二武名一。父祖奉レ仕二東照宮一。氏長慶長十四酉年生。奉レ仕二台德大君一。被レ叙二從五位下一。任二安房守一。自レ幼好二兵書一。從二小幡景憲一。遂得二奥祕一。列侯諸士遊二其門一者多し。推して稱二北條流一。述二作師鑑抄一。雄鑑抄。士鑑用法一。寬文十庚戌年五月二十九日卒。享年六十有一。【山鹿流】山鹿甚五左衞門義矩。從二北條氏長一。得二兵法奥秘一。義矩改而高祐。仕二淺野采女正長友一。

領二采邑千石一。後致仕居二赤穂城下一。學二兵法一者若干。得レ宗者多し。後來二江戸一大鳴。撰二神武雄備集。武經全書一。貞享十二乙丑年九月二十六日歿。稱二山鹿流一。布施源兵衛守之傑出たり。仕二明石侍從松平信之一。高祐之男藤助高之繼二父之傳一。仕二松浦家一。門人多云。【越後流】澤崎主水。越後人也。習二兵法加治龍爪齋景明一。最爲二精妙一。承應元壬辰年。來二東武一大鳴。門人許多也。加治龍爪齋は越後加治城主加治遠江守景英之孫。而對馬守景治の子也。遠江守景英は仕二不識院謙信一。學二兵法宇佐美駿河守一。得二奥旨一。其子景治。其子景明繼二其傳一【氏隆流】上泉流。岡本半助宣就。上州小幡家の人也。始仕二武田一。後仕二井伊直孝一。爲二重臣一。習二小笠原家訓閲集於上泉常陸介秀胤一。能逹二軍配一。名徧二華夷一。上泉秀胤父武藏守信綱の繼レ傳。信綱は學二小笠原宮内大輔氏隆一。爲二精妙一云。世推稱二氏隆流一。又曰二上泉流一。【謙信三德流】栗田因幡寛政。祖父刑部大輔寛安(刑部は善光寺永壽還俗の名と云)宇佐美民部少輔越後流の學二兵法一。究二其妙一。民部少輔は駿河守之子也。寛安之子大膳某繼二其傳一。其子寛政繼二父祖傳脈一。悟二奥旨一。寛永年中。仕二水戸威公一。高二其名一。稱二謙信三德流一。正保四丁亥年八月二十日死。七十有一歲。【佐久間流】佐久間立齋健。始稱二莊左衛門一。自二弱年一學二諸家兵法一。後隨布施源兵衛守。究二山鹿流奥旨一。享保年中。仕二水戸成公一。後良公の命によつて。稱二佐久間流一。門に中澤丈右衛門豐忠。戸祭主馬勝全傑出たり。」兵學の流派は右擧る外。多くあるへし。又林子平の海國兵談中に。軍隊操練のことを論したる條ありて。善く諸流派を折衷せし者なるを以て。左に抄錄して參考に供す。日本の古は都に鼓吹司を置き。國郡に軍團を置き。軍事を教たること。諸國史に見えたり。其外犬追物。牛追物。又は戲道なと云も。皆軍ならしの心持なり。此軍ならしのことを。唐山にては周に治兵と云。唐に教旗と云ひ。明に操練と云。皆同しことなり。此操練なくて叶はさることなり。故に孔子も以二不レ教民一戰。是謂レ棄レ之と宣り。然るに。近世日本に操練の沙汰絶果たり。是其危しと云へし。其故は弓馬鎗刀等の小武藝さへも。稽古せざれば。其一藝も取廻されさるなり。況や天下分れ目の大武を。稽古なしに働くは。不吟味の至なるへし。將帥たる人。能々思惟あるへし。異國にては今に至るまでも。能く操練すると見えて。太閤の朝鮮を征せし時。明より朝鮮へ加勢したり。此時明の萬曆中にて。中華數十年。太平打續たる時なりしかとも。明兵の動止進退。甚自在にして。齊々堂々として。一身を使ふか如しとて。日本の諸將大ひに驚かれたり。又近頃明和中。唐山の福州へ漂着したる者。三年にして日本に歸れり。其物語を聞しに。南京省に逗留の間。度々軍の稽古を見たりと云り。今の唐山は清朝とて。是も康熙以來百餘年の靜謐なり。其上南京省は京師を去る四五日路の邊鄙なれとも。右の如く軍事を棄さること。行屆たる政道にて。貴ふへき事ともなり。日本の軍は操練もなく。軍法も疎なれとも。只士風自然の英氣にまかせて。其鋒さき鋭なるのみなり。唐山の兵と接戰せは。一旦の勝利をは得へけれとも。久く戰て位詰にならは。此方の兵は軍法嚴重ならさる故。必瓦解して壞るへし。兵を提る者。此所を能く會得して。操練軍法を忽にすること勿れ。操練の大略を左に記す。猶考ふへし。但し細かなることに泥ます。大筋をたしかに教へし。操練するには先つ其場所を設へし。大概大なるは方五六十町。小なるは方四五町。十町許なるへし。國の大小と。人數の多寡に隨ふへし。是を大馬場と云。此大馬場に惣人數を集て。一年に二度づゝ大操練をすへし。但し二月と八月の兩月を用ふるなり。其餘の小操練は。末卷に云る大學校に於て教ふへし。第一に押前陣取の次第。又野陣の張やふなとを教へし。三の卷に詳なり。次に惣軍士卒陣屋に詰居る時。陣觸の趣を操練すへし。其仕形薄板へ明幾日何の刻。何の所へ出陣と書(但し陣所の宛所は除くこともあり)此札を三尺許の竹に挾みて。昇の如く拵へ。本大將より札一枚を三人に持せて。番頭へ遣すなり(但し番頭の數程札を拵へ。各使者を立るなり。譬へは番頭七組ならは。札七枚あるへし)。使者直に番頭へ對面して相渡し。扣居るなり。番頭受取て。自筆にて。姓名承と書て。別に使者を仕立て。手下の百人頭へ遣すなり(但し百人頭幾人なりとも。番頭の使者持廻るなり)。百人頭殘らす承書をすると番頭の如し。扨番頭の使者。百人頭の承書を取て。是を番頭へ持歸り。番頭より本大將の使者へ返し。大將の使者。是を持歸り。直に大將軍へ納む。百人頭は各右の札を寫し取て。手下の小組頭四人を呼て。是を見せ。各承書をなさしむへし。小組頭は又其札を寫して持歸り。手下の首立五人を呼て。一人毎に一枚宛渡し。各承書をなさしめて。借與ふへし。五人の首立。右札の寫を借歸て。面々の組合四人の軍士共に見せて。皆爪判を取り。是を小組頭へ返すへし。是陣觸の仕形なり。此の如くすれは。百萬の軍士といへとも。慥に知らしむへし。次に貝の次第を教ふへし。其法一番貝は起しなり。起て飯の用意すへし。二番貝は支度なり。身堅めすへし。三番貝は揃なり。小屋を出て陣門に揃ひ。大將の出るを待へし。扨貝の吹樣。種々の格ありて。甚た繁多なれとも。戰鬪の場にては。細かなる相圖は。聞わけ難く。却て間違の端となることもあるへければ。貝は只貝とのみ定め。急長の二通りに吹分へし。又貝梆子木等の鳴物を鳴さすして。ひそかに出陣することもあり。此體も操練あるへし。次に

太鼓の作法を教ふへし。其法。敵間四五町より。二三十間に詰るまでは。緩く打ち。太鼓一聲に。一歩はこぶ法なるへし。二三十間に詰ては。太鼓を頭附三拍子の早太鼓に直すなり。時に士卒一齊に敵隊へ飛こむとなり。但し太鼓は馬上太鼓なるへし。鞍の左の居木先へ太鼓を竪に結つけ。馬上にて打なり。戰場にては二三十間に詰寄ては。雙方睨合て。武間詰り兼る者なり。其時は惣士卒皆居敷て。矢砲を連れ發たしめ。太鼓を早太鼓に打て。士卒を進しむ。士卒矢煙の下より。無二無三に飛こむへきなり。若し頭附の太鼓を聞ても進さる者は。其頭並に監軍の者より言上して。斬るへし。次に押行體を教ふへし。詳に押前の篇に記す。但し押前は人數の多寡。道路の廣狹。土地の險易に因て。其次第異なるとなれば。一概には云難し。操練には行列を亂さゞるを主として。草鞋を着替へ。大小便を便する等のと。荒増を教ふへし。次に押行人數を金を鳴して止るを教ふへし。其法押行なから。旗本にて金を打たは。諸手も金を鳴し應すへし。一呼吸に金一聲宛打ち。五聲打ち終て。旗本足を止むる時。諸手皆踏止り。應金を打ち終て。各持前の方角に向て居敷也。此の如くなれは。先陣行過きす。後陣押かゝらす。此法を用ひすして。金を打ち。直に旗本の足を止れは。後不調になりて。列を亂し。難儀に及ふなり。次に押行道中にて。敵に出過たる時の働を教ふへし。其法押前の前後左右の物見より。何の方に敵ありと旗本へ注進ある時。旗本にて金を鳴し。押行人數を止む。法上に云る如し。諸手皆居敷て。旗本の下知を待つなり。扨諸手へ敵のある方角を知らせ。又打て懸るへき旨を通するには。五色の旗を用るなり。諸手其指圖の旗あかるを見て。其方角に當たる備押出して。相手組み。遊軍後口を詰るか。横を入るかするなり。他の備は各方角に向て居敷。動搖すへからす。旗本の下知あらは打て出へし。次に押行道中にて。兩方又一方より二方に敵ある體を教ふへし。法上に同し。次に敵味方備を押出して。大拵合の體を教ふへし。大切の操練なり。能々習はすへし。其懸り口六あり。次に敵を破りて。追行時のとを教ふへし。次に味方敵に追立られし時。二の見より横を入る體を教ふへし。次に馬入の體を教ふへし。馬入の仕樣三通りあり。次に敵方より。馬入をするを食止る體を操練すへし。次に長柄備の立やうを教ふへし。次に長柄備を破りやふを教ふへし。次に大銃の打やふ。又大銃を放戰に用るとを教ふへし。次に城攻の法を教ふへし。就中仕寄の態仕かたき者なり。能く教ふへし。居敷なから仕寄と。又肝要なり。次に守城の法を教ふへし。此二條は法制殊に多ければ。能く心を配て教ふへし。次に馬の乘方。及び扱ひ等を教ふへし。右の外虛敗の仕やう。伏兵の置やう。大返しの仕やう。楯の持やう等。悉く教ふへし。又軍中の禮式あり。各の心懸にて。閑暇の時學ぶへし。已上操練の大畧なり。扨當時世間の人。太平の恩澤に沐浴して。輕衣美食になれ。身體軟弱なる者のみなり。遽に甲冑を著せしめは。肩を引れ。身節痛むへし。饑食を與へは厭ふて食得す。常に饑渴に苦み。鐵衣の重きに任へす。力戰の働き成難かるへし。是他の故に非す。なれさるがためなり。因て操練の度毎に。甲冑を著して。終日奔走せしめ。平日衣食の奢を省て。質朴になれしむれは。用るに至りて。右の如き患なし。是軍政操練の妙所。武備の眞面目なり。國家を有つ者。能く心を用ふへし。今樂世に居て。此等の言を吐出すは。實に多罪なれとも。初篇より云る如く。日本は四方海ある國にして。然も隣國多き地勢なれば。外國の變を恐るゝ故に。此の如く談論するなり。此の所備の字の持前なるへし。」當世兵家者流人々。武備と云とを口に絕たすして。是の趣意に心附さる故。皆虛談にして實用なし。却て武備と云とを知らさるに劣れり。」兵學諸流派の講する所は。各異同ありと雖も。大概は右海國兵談に論したることゝ。其揆一なるへし。德川幕府の末路に至りて。歐米の軍制に傚ふて。兵政を改革せられたるを以て。歐米の兵學にあらされは。實地の用を爲すへからさるにより。從來の兵學家も。新たに歐米の兵式を學ふに至れり。乃ち三百年間。士人の講し來れる兵學諸流派も全く衰へたり。明治維新の際。伏見。鳥羽の戰。奧羽征討の役の如き。官賊兩軍倶に歐米の式を用ひたり。尋て戰亂平定し。陸軍は士官學校。陸軍大學を置き。海軍は海軍兵學校。海軍大學校を置き。以て各其生徒を教育したり。而して日清戰爭は我國陸海軍の戰鬪術の大に進歩したるを表彰せり。即ち今日に於ては一言に兵學を以て之を覆ふと難く。或は兵制學。兵器學。內務及陣中。教育。衞生。經理の學に分れ。陸海各其主管する處によりて。其戰法を異にするも。其主要とする處は火兵と白兵の二に過きす。火兵とは銃砲の射擊力によりて遠距離の敵を制し。白兵は刀槍及劍によりて接戰するものにして。以上遠近二種の戰鬪法を用ふるに。其時宜を得たるもの則勝利を占むべし。而して隊伍の運用は即ち此目的を達するに外ならす。之を戰術といふ。總指揮官自ら總隊を號令するにあらずして。各部隊の長に任務を示して。自由に動作せしむるにより。各隊協同一致して一目的を達するもの之を高等用兵術と稱す。或は發火射的を行ひ。或は地圖上に用兵の訓練を教へ。或は機動演習に實地の進退を練る。文明の戰は敵を殺傷し苦痛せしむるに非ずして。其の戰鬪力を殺ぐにありて。古への兵法と同じからさるものあり。

ヘイカ

ヘイケ　平家。（ビハホウシを見よ）

ヘイケ　平家。（ヘイシを見よ）

ヘイケム　平絹とは。裝束の仕立に用ふる絹にて。今の羽二重と同種のものと見えたり。和訓栞に。「へいけん。平絹と書り。羽二重をいふ。文なきをもて平といへり」とあり。貞丈雜記に。裝束抄に平絹とあるは。今世俗に羽二重といふ物也。これ裝束の裏に用る也。又五位以下の褐表袴等にも用る也。冬の裝束は練絲にて織て。おりめすきとほらず。夏の裝束は生絲（練ざるなり）にて織て。おりめすかさず。夏の裝束は生絲（練ざるなり）にて織て。おりめすきとほるなり。袍。直衣以下皆同し」と見えたり。

ベイコク　米國は。亞米利加合衆國の略稱なり。維新以前には。之を亞國。米利堅又は墨夷と呼べり。支那人之を美國と云ひ亞美理駕と云ひ。又亞墨利加と云ひ。又花旗と云。其の旗章の星章を花と誤りしに因るなり。後西院天皇明暦三年。我が民亞米利加に漂流する者あり。」光格天皇寛政十年。亞米利加の船肥前に漂着す。」仁孝天皇天保八年六月。亞米利加船浦賀に來る。之を砲擊す。」八月亞米利加船薩摩に來る。又之を砲擊す。」十年四月。米人越中の漂民を救ふ。」十二年土佐の民萬次郎等南海に漂流す。十三年越中の漂民米國より歸る。弘化三年三月米人浦賀に來り。通好互市を請ふ。許さず。」五月。米國捕鯨船擇捉に漂着す。」閏五月。米國船將兵船二艘を率ひて浦賀に來る。兵を出して之に備ふ。」孝明天皇嘉永元年五月。米船蝦夷に漂着す。」四年九月。漂民萬次郎等米國より歸る。萬次郎等天保十二年正月。土佐高岡郡宇佐浦を發し。風に逢ひ無人島に漂着し。居ること四月。北亞墨利加麻賽楚賽貫州の鯨獵船に助けられ。十月散得蔚齒群島（布哇）の內俄瓦布島に着す。船長傳藏。五右衞門。十助。寅右衞門四人を此に留め。獨り萬次郎を伴ひ去る。弘化三年十月に至て。傳藏。五右衞門二人亞利加船に託し。俄瓦布島を發し。南を指しキアント島に着す。四年正月。大東洋を航し。蝦夷北海岸に上陸すと雖も。人家なきを以て。再び俄瓦布島に歸る。萬次郎は天保十二年十月四人に別れ。針路を赤道直下に取り。十三年二月キンシメル、フル島（案するに一本キンシメロクに作る）に泊す。蕃島の人民多くは裸體なり。是月西班牙島に停泊し。留ること七個月餘。大東洋に鯨獵し。英國屬地エミヨウ島（案するに漂流記によれは。島中開潤又山岳あり。椰子雜樹多し。城郭。寺院なし。家屋は柱を土中に起て。萱を用て葺く）に留る月餘。十四年正月。伊國の屬地キヤン島に至り。又留ること月餘。巳の方を指し開行し。再ひエミヨウ島に歸り。弘化元年春亞墨利加の南岸を廻り。北亞墨利加麻賽楚賽貫州に着し。叟ハアヘイブンに至り學校に入り。諳習す。三年四月。マベツトホールの港を發し。亞弗里加洲喜望峰を廻り新和蘭瓜哇の近海を經て。十月蘭領胎墨耳島（一本塔毛耳に作る。又他問に作る瓜哇偏島なり。漂流記によれは。島內地闢け。山なし。和蘭に屬す。家屋白壁多しと云）カチハシ島へ泊し（此島大さ我か九州の如し。港內人家二百餘。商船十餘艘。東印度。支那等の人來り居る）。又西里白島摩鹿加群島の間を過き。新勾尼亞濟羅羅島の邊に鯨獵し。四年二月。再ひキアン島に歸り。薪水を取り。三月呂宋麻尼辣に着す（此地に城郭あり。港口人家一望際なし。淸。英其他諸國の商船數十隻繫在す）。留る三月。巴丹島を過き。日本近海に於て鯨獵し。十月俄瓦布島に着し。傳藏。五右衞門に會し。嘉永元年戊申二月再ひキアン島に至り。赤道直下を過き。十一月西班牙所屬レイムス島に泊し（此島大さ琉球に似たり。港口濶大人家五十許）。二年巳酉正月。再ひ胎墨耳島に至り。復印度洋を經てヌヘツトホールに歸り。開里保耳尼亞金山の事を聞き。十一月。ヌヘツトホールを發し。南亞墨利加の南海を過き。三年三月。西班牙所屬ワツペンイツチに泊す（港幅一里長さ十町英米の船林立す）。五月開里保耳尼亞州聖夫蘭思斯克に着す（港廣さ八里許徑一里。人家千五百。外國船甚た多し）。內河に泝ること五十里サクレメント府に着し。更にノチスレハに至り。金山の雇夫となり。銀二百八十枚を得。去て聖夫蘭思斯克に至り。復た俄瓦布に歸る。是より先き。紀伊の船頭九助等十人。太平洋四十度にありて麻賽楚賽貫州の船に救はれ。此地に在るに會す。後合衆國の商船淸國上海に航するを聞き。萬次郎。傳藏。五右衞門三人其船に便し。太平洋を航し。本年正月。琉球摩文仁間切に上陸し。九月長崎に着す。萬次郎海外に在ること十一年。粗英文に通し。籌算を解す。世界圖亞墨利加圖等を獻す。後三年米船の來るに會し。幕府其言語に通するを以て。擧て旗下の士に列せり（萬次郎漂流紀事）。」六年六月。北亞墨利加合衆國水師提督彼理兵艦四隻を率ひ。浦賀に來り。國書方物を奉し。通信互市を求む。幕府諸藩に命し。沿海を戍らしめ。假館を久里濱に起して應接の處となす。浦賀奉行戶田氏榮。井戶弘道等館に就て應接す。彼理我裝書箇方物を呈し。隣交を修め。互市を通せんことを請ふ。幕議其重大の件即答することを能はさるを以て。物を與て之を歸す。爰に德川氏の舊記を擧け。以て當時の概況を示すへし。嘉永六癸丑年六月三日。相州浦賀へ異船四艘渡來。六月四日。御用番松平和泉守殿御登城前へ差出。昨三日未下刻。異國船四艘浦賀港へ近寄。內壹艘帆下居申候旨。臺場詰家來之者より私在所へ注進申出候に付。兼而申付置候。一番手

固人數。領分八幡浦へ出張警衞仕。猶時宜次第貳番手人數差出可申段。在所役人共より申越候。此段御屆申上候以上。」六月四日。阿部駿河守。同日夕御同所へ差出。今朝御屆申上候浦賀近邊へ異國船四艘渡來に付。早速壹番手人數領分八幡浦へ出張警衞仕候處。右之船同所湊近滞船罷在候に付。猶又貳番手人數領分浦方へ差出警衞仕候段。在所家來より申越候。此段御屆申上候以上。」六月四日。阿部駿河守。松平誠丸殿陣屋より注進御屆。房州陣屋より飛脚之者昨夜四つ時頃。今曉七つ時頃。今晝九つ時頃。都合三度着。今一左右次第當表先手備出張之手配罷在候。六月三日未刻頃。異國船二艘野頃濱之邊。同二艘浦賀燈明堂邊へ相見候段。烏ヶ崎。觀音崎。御臺場常番之者より申出候に付。早速檢使船。副使船差出。未た浦賀奉行より達無之候得共。一先二先遊軍人數差出候段。陣屋詰家來之者より申越候。此段御屆申達候以上。六月四日。松平誠丸。」今朝致御屆候異國船四艘共。烏ヶ崎より觀音崎沖合に懸り罷在候に付。彌嚴重に警衞能在申候。一此度渡來之異國船者。種々入組候應接も有之。右渡來船之近邊へ猥乘寄候儀者。異國船より堅斷有之候間。右心得に而乘寄せ申間敷。萬一近邊へ乘寄候得者。異變に相成可申旨。彼方より斷有之候。此上追々渡來之軍船有之趣申聞候旨。浦賀奉行より大津詰家來之者へ申越候間。此段御屆申達候以上。六月四日。松平誠丸。」昨三日未之刻。相州沖へ異國船四艘相見。追々浦賀之方へ乘入候樣子に付。早速物見船差出。竝夫々警衞之人數繰出候段。房州北條詰家來之者より申越候。下總守在邑に付此段御屆申上候以上。六月四日。松平下總守家來伊藤作右衞門。」此度渡來之異國船者。種々入組候應接も有之。右異船之近邊へ猥に乘入候儀者。異船より堅斷有之候間。右之心得に而乘寄間敷。萬一近邊乘寄候得者。異變相成可申旨。彼方より斷有之。且此上追々渡來之軍船も有之趣申聞候由。浦賀奉行樣より御通達有之段。房州北條詰家來之者より申越候。下總守在邑に付此段御屆申上候以上。六月五日。松平下總守家來伊藤作右衞門。」六月五日。御用番樣竝御懸り樣へ御屆。去る三日相州浦賀沖合へ異國船四艘程相見候趣に付。武州金澤陣屋へ固人數相揃置。樣子次第領分浦方へ差出候心得罷在候處。追々近領人足繰出候由に付。昨四日領分濱方へ人數繰出警衞仕罷在候段。在所家來共より申越候。丹後守在阪中に付。此段御屆申上候以上。六月五日。米倉丹後守家來何之誰。」一。此節異國船渡來に付。世上種々風聞虛實難相分。營中向も右之御評議而已。御銘々御覺悟之御事之趣に御座候。且御固御用被仰付候御方々。六月五日晝夕牧野備前守殿御宅へ家來御呼出。御達左之通。異國船渡來に付御固被仰付。松平讃岐守。松平阿波守。松平大膳大夫。立花左近將監。○同日夕左之通被仰付。細川越中守。松平越前守。酒井雅樂頭。一。浦賀表へ御暇被下早速御出立。在府之浦賀奉行井戶鐵太郎。石見守と同。○浦賀表異國船渡來候に付。海邊爲御見分出立被仰付候。御目附戶川中務少輔。松平十郎兵衞。堀織部。○去三日相州浦賀表へ北亞墨利加船四艘渡來に付。左之通。佃島。鐵砲洲邊松平阿波守。神奈川。本牧細川越中守。大森。御臺場松平大膳大夫。高輪。品川邊松平越前守。酒井雅樂頭。深川。立花左近將監。御濱御殿。松平讃岐守。竝此外品川。高輪最寄屋敷有之面々。右者此度浦賀表へ異國船渡來に付。內海へ乘入候はゝ。早速人數差出候樣。兼而手當可致旨急度被仰付候。丑六月九日。浦賀井伊掃部頭。同松平肥後守。同松平下總守。同松平美濃守。同松平因幡守。右被仰渡日不知。戶田采女正。○右者戶田伊豆守本家に付御加勢。右之外大名諸方爲御固追々當地出立に而。眞事騷敷江戶中異國之事而已噂に御座候。然る處。御觸有之。此度異國船渡來候間。夫々御固之事に候間。無益之浮說決て不相成候趣被仰付。當浦賀之民家抔者。土藏封印付被仰付。老人小兒夫々親類預け。又者身寄之方へ立退き申候事に御座候。○此度渡來之異船四艘。亞墨利加國ハスヒングトンと申立候得共。是者カルホルニヤ之軍艦に而。亞墨利加は十一ヶ國に相成り。ハスヒングトン者亞墨利加之國王之都府故。ハスヒングトンと申立候なるへし。カルホルニヤ者彌帳共和政治ハスヒングトン之支配に而。寛政三年開國。追々大國に開き申度由之處。是迄度々日本通商之儀。願候ても行屆不申。今度ハヽヒングトンの王命徒使節之渡來。交易通商開候はゝ。右之恩賞に致大國可申旨之王命に而。渡來之由。亞墨利加國王より之書翰二箱請取相成。返書申請。歸國致度存念に候得共。直に御返翰御差出無之者。日本國法之由に而。一先致歸國。七月頃又々御返翰請取に參可申段申聞候。跡より類船參り候と申者。類船七艘琉球國へ殘し置。當所之樣子次第呼寄候積りに候得共。願書御請取に相成候上者。一先シヤハ迄致歸船。又々參候由。右御返翰請取に七月と申者。來七月之由。一。六月九日相州久里濱村於海岸野陣に而。亞墨利加國王より之使節船將官に應對。將官壹人。年六十餘。名アッテソヒーイ。服紺地ッハボ金の房多く付。股引取手首に金の輪三つ。劍を爲持。副將壹人。年五十位小丈。服股引同斷。金の房將官より少し。手首輪二ッ劍同斷。キイテン四人。年四十位壹人。五十位二人。三十位一人。服股引同斷。金の房副將より少し。手首の輪一ツ。コンマダント十二人。服股引同斷。金の房劍帶。ヒストルを腰に差。劍を拔て指揮す。ソルターアトル六十人。服白房金股引紺。冠物士卒と違。士卒二百八

ヘイコ

十人。服紺白股引頭巾。大太鼓役一人。服緋股引白。小太鼓五人同。橫笛三人同。竪に吹。長さ五寸の笛二人。曲り笛二人同。チャルメル二人。鐃二人同。旗紺地白✡旗壹本。將官先に立。赤白角に紺白船印一本旗五本其法令嚴重也。○書翰請取之陣取。戶田伊豆守旗壹本。家來馬上三騎。馬印一本。長柄二十本。大砲二門。鐵砲四挺。人數三百人。井戶石見守旗其外同斷。支配組頭一人兩奉行附與力同心。應接方與力四人。奉行側與力七人。附與力四人。同心七人。兵粮同心二人。西洋流鐵砲師範。下曾根金三郎馬上ケウエル差圖與力二人。太鼓打同心一人。ケウエル同心四十八人。浦賀御番所附與力六人。同心二十人。」一。六月十一日異船へ被下物。一錦五卷。一吸椀五拾。一きせる五十本。一團扇四十本。一雞百五十羽。一雞卵千。異船より貰候品。一パン一叺。一籠入フラソコ。一白木箱橫長二尺程巾一尺厚さ七寸程釘付る。橫文字眞字書有之。一長さ一尺五寸程橫一尺三寸程。四方箱青塗四方緣五分計黑塗緣取。左右に大淸文字に而吉祥と認め有之。一牛皮漬木綿袋に入底のあたり一尺計長さ三尺計袋に入。應接方與力へ。一パン一叺。一牛肉一叺。一箱入フラスコ十二入。右之內サンハンウエン極上酒之由。一金巾木綿四十疋。一藥製用。一白砂糖一叺。一亞墨利加一圓圖。亞墨利加繪入人物色々草木の種一箱。一藥種一箱。一亞墨利加合衆國より差出候書翰寫。蘭文和解左の如し。亞美理駕大合衆國大統領。姓裴謨。名美辣達。日本國大君主殿下平安大尊大敬良友乎。今特派二本國師船大臣水師提督彼理一。管二領一帮兵船一帶二公書一。到二貴國境一專呈二殿下御監見一矣。茲面二諭該水師提督一轉二告朕心一。久欲下與二貴國一通中和好之眞意上。請二殿下敬思一。今要下我兩國藉レ與二和友結好一。兼立中通商之章程上。今命下欽差彼理來二貴國一爲レ辨二此二事故一達中君主殿下前上。吾合衆國規矩定例。嚴禁三各官插二管別國之政體一。故此明諭二該欽差一。在二貴地一之時。不レ可レ勞二動貴處人民一。今合衆國廣二大東西邊疆一。各極二於海一。在二西界一正對二向日本國一。若坐二火輪船一。離二加理科呢亞省一。或由二阿理干那一駛二過平海一。十八晝夜能到二貴國之口岸一也。合衆國之一省名二加理科呢亞一。是大邦土產多。每年出二黃金值四千萬兩之多一。同二銀水銀寶玉等物一。日本亦然。富澤多產二寶物一。其人明曉多レ藝。故此兩鄰國互相往來。必得二大益一。朕亦爲レ此要二開レ商意一矣。茲知二悉日本國之古例一。只准二中國和蘭國船一能通商。除二此二國一之外。不レ准二別船進埠一。祇因二世間之情一。萬國之政漸々多有二改變一。古例易レ新。且貴國初立二古例一之時。亞美理駕即名二新地球一。由下歐羅巴人離二本處一。入住中此山上。墾レ地耕種。在レ彼長久。人民爲二少且貧一。迄レ今一民生繁華。貿易年々盛布二各處一。量殿下盡悉。倘能改二古例一。以准二我兩國人貿買一。則各作得二大益一矣。如若。君主只准二古例一。禁二止別國船入埠一。是照二依國法一。不レ妨三先試二數年或五年十年之間一。能知二有レ利否一。或因二貿買無一レ益。然後仍復二古例一可也。夫本國與二別國一立レ約。亦定二數年尾一。若因二兩國不一レ願。再不レ照二新約一。且我兩國各試暫開二港口一。嗣後可レ知二何樣一也。又諭二該欽差一告二陳殿前一。每年本國船離二加理科呢亞一駛二往中國一者甚多。押有獵鯨魚船多有三常近二貴境一。此等各船或遭二颶風一擊碎在二海邊一。雖二船身破一人貨兩全。朕慮二此等之部命一者。因思。貴國官民見二此等之船一。量必安撫恩待仁慈。而人物皆保留。俟レ有二本國船到一即帶歸也。且憐二本國之民一。亦是五倫之內。豈君主不レ知乎。若不レ及二此論一則不レ快二人心一矣。凡聞下貴國多產二煤炭食物一繁盛上。故諭二飭該欽差一面告。本國火輪船渡二平海一去二中國一者。計燒二煤炭數萬石一。其船不レ能二多裝在一レ途。不二敷足一レ用無レ從二接濟一。而回二本國一又不便。所以各船要下入二貴國港口一買中煤炭食物一接濟。並取水之便上。如買レ物或將二銀錢一。或以二各貨一兌レ之可也。請君主議二指南境一港口一。能便二本國各船暫泊一。而得下買二此須物一兼打中食水上。此事務希速即允二准免一。朕遠望而快レ心也。今諭二該欽差彼理一坐二領一帮兵船一。越二貴國一來二江戶名京一。代爲二拜見一。逃二朕敬思一。我兩國設二友意一開二貿易一。俾三本國船能代二取我須食煤炭等物一。兼保二憐苦楚人民一。除二此等事務一之外。該欽差別無二他意一。再船內裝有二數件本國巧藝布帛進二呈君主一。收納弗レ覽二卑物一。知二朕思レ友眞敬之禮一。願全能眞神保下君主受二萬福一感中聖顧上哉。知二此公書是實一者。看本國大玉璽及書レ名畫レ押爲レ證。亞美理駕大合衆國京在二華盛頓一。西國紀年之一千八百五十二年十一月十三日。即壬子年十月初六日封。

一寸二分

五分

御	殊	筆

大學士依斐烈奉　勅書

一寸一分方

國璽

亞美理駕大合衆國大統領。姓斐諛。名美疎遂。日本國大君主殿下平安。今朕一心全賴本國水師提督彼理。是見識端正才能之臣。故特派勅賜之欽差全權。代大合衆國來貴境。而同大君主所派全權之一二臣等。齊議定意。鈐印兩國和睦通商。駛船進港口。且有條約章程及各緊要事務。均屬該全權等。彼此辨理。嗣後該欽差彼理刻奏候奉。朕與公會大臣議定。允肯批准。亞美理駕大合衆國京在華盛頓。西國紀年之一千八百五十二年十一月十三日。是本國立政之七十七年。即壬子年十一月初六日。書名畫押鈐印爲證。

大學士依斐烈奉　勅書

御硃筆

國璽

亞美理駕大合衆國欽差大臣兼管本國師船天竺中國日本等海水師提督大臣彼理。爲申陳事。切。欽差現奉本國大統領欽差全權。便宜行事。坐領一帮師船。來日本國境。是書大皇帝殿下。請議兩國和睦之條約。奉上吾君主公書並本欽差勅書。此二書現已鈔寫英字嗬囒字漢字等書。錄呈御覽。惟此二書之正稿。理合固封候召見之日面呈大皇帝備閱。並特奉面諭。轉告吾君主覽思於陛下慰和之意。故因吾君主久聞。合衆之民自必要投貴地。或被狂風漂至海邊。該民等貴處官民遇之如仇敵。吾君主心甚憂。今指數年前有三船。名叫嗎唎噠嗹嘟嗹吐等人船。漂至海邊。皆受許多委曲等由。本欽差奉諭面陳。殿下並請。俞允定約。嗣後遇有合衆國人船漂至海邊。或被狂風吹進港口。不得以仇敵待之。且有貴國之船或遇風壞抑漂流本國口岸者。常多資助回籍。況西國於本國官民都知人倫爺蘇之道。皆可保船壞人亡者。此等之事亦求鑑察。且本國與歐羅巴各國無結連之盟。而本國律例各官不管本民之教。何況能亂別國之政乎。先三百餘年歐羅巴被到貴地之時。入住本山墾土。迄今立大邦。在日本歐羅巴之中。東西連海。歐羅巴人早住在東。如今民生滿地流沿至西邊。正對日本。如坐火輪渡平海。十八日或二十日能抵貴境。現在天下貿易年々繁盛。而貴國海口船亦甚多。倘若貴國官民不把合衆之民當仇敵者。吾君主要與大皇帝兩國立定和約。況貴國初設律例。禁洋船進港口之時。是智政明戒。今我兩國隣近。預先往來甚易。現今時世不同。不能依智政照古例之戒。本欽差思念陛下亦覽知現在之大概情形。順此誠寔立定和約。則兩國免起衅端。故先坐領四小船。來近貴京。而達知其和意。本國尚有數號大師船。特命駛來未到日。乞陛下允准。如若不和來年大帮兵船必要駛來。現望大皇帝議定。各條約之後。別無緊要事務。大師船亦不來。且有吾君主和理之公書。候指定何日面呈。御覽明鑑。大皇帝九五至尊福壽無疆。須至陳告者。癸丑年六月初二日」亞美理駕大合衆國欽差大臣兼管本國師船現留泊日本海水師提督彼理。爲申陳事。奉本國大統領欽命。全權使宜行事。議和立約。要同貴國欽命一大臣商議。定於何日何時來京面見大皇帝。將本國主公書及勅書之正稿二件謹呈御覽。候飭一大臣早定日期。可以互相議。明肅此敬候。崇安。癸丑年六月初七日」敬啓者今送來公書一封。內許多重大緊要之事。乃連及貴國。故要謹愼商量。而定希貴國大臣等諒。必議擬長久各條。本欽差甘心俟來年春季。帶各船來江戶海候回音。然後全望能便立約。我兩國永久和睦也。特此佈啓。順候日喜欽差大臣水師提督彼理書（橫文）。在本國火輪兵船蘇士貴𡑒那江戶海。癸丑六月初八日。」安政元年正月。亞墨利加合衆國の使節再び浦賀に來る。井戶弘道。伊澤政義。鵜殿長鋭。林健等を浦賀に遣はして應接せしむ。三月。神奈川に於て假條約を訂し。下田港は即時之を開き。箱館は明年三月より開くを約す。便

ち嘉明年間錄を摘載して。當時の概況を示すへし。曰く。去年書翰の回音を得んが爲めに。亞船浦賀港に來る。此日亞米利加船浦賀港内へ乘入る。但蒸汽船三艘軍船三艘。追て運送船二艘增加し。都合八艘と成る。依之浦賀奉行及海岸守衞諸藩より注進。櫛の齒を挽か如し。亞船入港に就き。監察より着具の事を閣老に問ふ。御目附鵜殿民部少輔。大久保市郎兵衞。堀織部よりの書上げ。具足の儀は諸說區々にて難差定。其上元龜。天正以來着具の製一變仕候上は。名稱のみ取用候方も可有之哉に付。御書取之通。胴冑等相除候を小具足と心得候方。可然奉存候得共。是以一定致候上。肩上に籠手取付候樣相製着具も可有之候間。差支可申と奉存候に付。六具全備不致。陣羽織等着用致候を小具足と相心得候方。諸向差支も有之間敷と奉存候。右は御規定等に無之儀に付。私共評議仕。此段申上候。○閣老附札。舊冬十二月。完書異國船渡艘の砌。出張行粧申合書の內。小具足の儀は銘々心得も可有之義に候得とも。別紙の通諸說區々にも有之。且具足製作等にも寄一定も難致候條。惣て胴冑計り不着を小具足と定置可申事。監察亞船非常之規則を閣老に答ふ。亞船渡來之節。非常取計方。舊冬閣老阿部伊勢守殿より。御目附へ問合に付。御目附一統評議之上。御答書。」來春アメリカ國より。御返翰請取の軍艦渡來之砌。萬一御出張等御座候節。被召連候御人數着具其外之儀に付。御書取を以御談奉得其意候。篤と勘辨仕候所。第一ヶ條。御出張御供連竝着具等の儀。一體異國船浦賀港へ渡來仕候共。差て亂妨等も無之候得者。要所御警衞之外。諸向其所寄場等も相立不申。可成丈穩便に被成置。萬一內海へ航入候節に假令暴侵の所業無之候共。夷情難計候に付。御備向嚴重に相整候方と奉存候間。諸向寄場等相立諸役人一同登城仕候節は。火事具相用相當の儀に可有之。猶其上害心等相顯れ戰爭にも及ひ候節に至。御名代として諸手御差圖御出馬被爲在候節は。御人數等小具足陣羽織着用仕候て。惣體の士氣も引立可申。右を規矩に諸向小具足陣羽織等相用。警固を嚴重に致し可然儀と奉存候。尤弓鐵砲其外得物道具類爲御持有之。甲冑等も御人數の內に御引纒御座候方可然奉存候。○第二ヶ條。御出張の上。時宜に寄。御馬廻等御呼寄御座候節は。猶又御書取の通。都て相當之儀に奉存候。○第三ヶ條。御出張御場所之義は時宜にも寄候事故。差定申上兼候得共。差當增上寺の義は御場所柄。殊に山門上爲御開御座候得は。海面を望。羽田沖迄。一目に御見渡し。三ヶ所御臺場等の動靜も御見張に相成。海陸共御差圖被爲在候御都合も宜可有之候。濱御庭の義も樞要の御場所にて。御固向は勿論。船手の手配も行屆可申地勢に有之候間。兩御場の內。御出張所に御治定御座候て可然。」尤殿中に御揃可被成間。諸事御評論を被爲盡。夫々御下知御座候はゞ御都合も宜敷。諸役人建議仕候儀も。速に御評決に相成。諸役御辨利に可有之候得共。三軍の惣司御出張に相成候得は。藩屏之面々は勿論。總體の銳氣も一層相增可申間。害心相顯れ。爭端を開候場合に至りて。御名代として增上寺へ御一方も御出張被爲在。尤御人數等に具足陣羽織着用致し候方可然。且若年寄衆には總體寄場の所々相立候上は。同所竝濱御庭へ一人づゝ御出張の上。御差圖被致候はゞ。諸向取締宜敷可有之。尤右之場合には火事具着用。武器等用意被致候方と奉存候。同役一統評議仕候處。書面之通御座候。依之御書取返上。此段申上候。前條に付。諸向供連行粧或は火事具着用。或は小具足陣羽織。或は甲冑を長持に入申すへし。又は包荷に致し可申など。數通の諸書觸書ありといへども爰に畧す。」三年六月。米英諸國の船。屢々下田。箱館。長崎に出入す。」七月。米船一艘下田に來る。米國總領事ハルリス及書記官兼通辨業人ヒユースケン等上陸す。柿崎玉泉寺に館す。下田奉行井上信濃守。中村出羽守接待の任に當る。同時長崎。函館にも領事を派遣せし者の如し。」十月七日。ハルリス下田を發し。十四日江戶に來り。蕃書調所に宿せり。二十六日。ハルリス登城し國書を呈す。十二月。幕府吏をしてハルリスと條約を結はしめ。江戶。大阪七港等を開く。」安政六年九月。新見豐前守。松垣淡路守。小栗又一を使節として米國に派遣す。」十月十一日。ハルリス登城して將軍に謁見す。」萬延元年正月十三日。木村攝津守。勝麟太郎等咸臨丸に搭し。米國に赴く。蓋し外情視察の爲めなり。此年四月三日。米國と本條約を結ふ。」文久二年四月朔日。米國新任公使ウエンチストル來る。十三日。前米國公使ハルリス國に歸る。」三年五月九日。長崎。箱館。横濱三港拒絕の書を英。米。佛等七國に贈る。」十日。萩藩米國の商船を下の關に砲擊す。」六月朔日。萩藩米船と下の關に戰ふ。萩藩の軍艦二艘沈沒し。互に死傷あり。」九月十四日。幕吏。米人。蘭人と軍艦所に應接し。三港拒絕の書を返收し。横濱鎖港を告く。」十一月十九日。米人國書を呈す。蓋し鎖港の事に關してなり。」今上天皇明治元年四月二十五日。米人ウエンリート我か國民百四十許人を傭ひ。私に之を布哇島に送る。」閏四月四日。神奈川裁判所總督東久世通禧書を米國公使に贈り。其國人ウエンリート我國人を布哇に送りし狀を審糾せしむ。公使復書すウエンリートは布哇の領事たり。舶は英舶に係るを以て。之を審糾するの權なし云々。」米國商舶の水夫ハールマスコ醉酗して。兵庫衞兵青木孟を傷け。又兵庫縣廨舍に闖入す。知事伊藤博文之を捕へ。米國領事に移書して。其罪を糾さしむ。」十一月二十

ヘイコ

三日。米國公使アルピー、フチン、ファルケンボルク朝見す。」二年四月二十九日。外國官副知事寺島宗則をして。米國公使ファルケンボルクと米人ウエンリートの我國民を布哇に送りし事を論判せしむ。遂に使節を布哇に遣すの議を決す。」九月三日。監督正上野景範を布哇國に差遣して。傭奴を召還す。米國公使ファルケンボルク及び英佛二公使。書を布哇駐在の公使に贈り。其事を關説せしむ。」十月七日。米國辨理公使ファルケンボルク。代理公使チャルレス、イ、デイロング朝見し國書を上る。」三年九月十四日。米國前執政スワルト。公使チャルレス、イ、デイロング朝見す。」四年四月二十二日。米國特派全權公使チャルレス、イ、テイロング朝見し國書（特派全權公使に任ずるを報す）を上る。」六月二十八日。米國公使兼布哇特派全權公使チャルレス、イ、デイロング朝見し。布哇の國書（デイロングを兼布哇公使と爲し。條約書交換を委任するを報す）を上る。」七月四日。布哇國と條約書を交換す。」十月二十日。米國特派全權公使チャルレス、イ、デイロング。代理公使シーセバルト竝に朝見す。」五年正月二日。米利堅兼布哇代理公使シ、オ、セバルト朝見し。新正を賀す（後恒例と爲す）。」七月朔日。是より先き。秘魯國の馬利也爾船主リカルド、ヘレロー清民二百三十人を瑪港に強買し。横濱港に漂到す。清民脫して哀を英船に乞ふ者あり。英國代理公使アルシーワットサン之を外務卿副島種臣に告く。是日種臣神奈川縣參事大江卓をして其事情を參究せしむ。」九月三日。是より先き。秘魯國船清民強買の事を清國に報知す。江蘇同知陳福勳横濱に來り。我に就て救解を謀る。是日船主リカルド、ヘレロー船を棄て走る。乃ち清民を陳福勳に還付し。其船を港內に拘す（獨國總領事等異議あり。獨り英國總領事之れを慫慂す）。」六年三月三日。秘魯全權公使トン、オレリチ、カルシヤ朝見し國書を上る。」四月八日。米國兼布哇公使チャルレス、イ、デイロング朝見し。布哇國書（國王カメハメハ第五世殂し。其從兄ルチリリケ統を繼くを報す）を上る。」六月二十日。是より先き秘魯國我か政府の清民強買を判理せしを可とせす。乃ち外務大輔上野景範其全權公使カルシヤトと往復論辯す。是日遂に仲裁の判決を魯西亞帝に託するの約を定む。」八月二十日。外務卿副島種臣をして秘魯國條約交換の事を掌らしむ。二十一日。秘魯國と假條約の書を交換す。」十月七日。米國特命全權公使ジョン、エ、ビンハム（新任）。特派全權公使チャルレス、イ、テイロング（前任）朝見し國書（公使の交替を報す）を上る。」七年六月七日。米國と郵便交換條約を結ふ。」二十日。米國將に萬國博覽會を費拉特費府に開き。其建國の一百年期を賀せんとす。我邦も亦此會に列す。是日之を布告し。衆庶の物品を輸送するを許す（會期九年四月より十月に至る）。」七月五日。布哇公使ロヘルト、エム、フロウン其の國喪を訃け。且つ繼嗣を報す。」九月九日。大藏少輔吉田清成を以て特命全權公使と爲し米國に駐劄せしむ。」八年三月三十一日。內務省に令して。米國費拉特費府博覽會關涉の事務を掌らしむ。尋て內務卿大久保利通を以て事務總裁と爲し。大丞河瀨秀治を事務官長と爲す。」五月十七日。秘魯國と本條約書を交換す。」二十二日。陸軍中將西鄉從道を以て米國費拉特費府博覽會事務副總裁を兼しめ。其陸軍大輔を罷む。」九年四月十二日。米國郵便交換條例を補正し。外國郵便税を改正す。」十年一月十二日。秘魯國大統領マリアノイグナシヨプラト書を致して。新に其職に就きしを報す。」十二年四月八日。米利堅合衆國の條約書改正成る。是日之を交換す。」七月四日。米國前大統領エリスセス、シムソン、グランド至る。之を延遼館に饗す。是日グランド其夫人及ひ子某と朝見す。」八日。東京府民夜會を工部大學に設けて。米國前大統領を饗す。內外の官吏士民會する者數千人。」八月二十五日。車駕府民の請を以て上野公園に幸し。騎射犬追物を覽る。勅任。奏任官及びグランド之に陪す。」三十日。グランド將に辭し歸らんとす。是日朝見す。」十三年五月二十五日。米國水師提督シュエルト我外務卿に介して。書を朝鮮に致さんことを請ふ。之を聽す。」七月二十四日。慶應三年福井藩米國ケース商會の船を買ひ。尋て其約を破る。明治二年米國人バチエルドル箱館逋逆賊の船を買ふ。官軍之を拘す。米人其損害の辨償を求む。往復辯論十餘年決せす。是日其請求を聽す。」九月六日。米國其海軍副艦長エフエムギリーンを横濱。長崎に派遣し。經線第二子午線電報測定を爲さんことを請ふ。是日之を聽す。」十五年一月二十五日。條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。米國は則ち其特命全權公使ジョン、エ、ビンガムをして該議に列せしむ。」七月十三日。元老院議長寺島宗則を特命全權公使に任し。米國に駐在せしむ。」十六年四月十九日。米國政府より下の關償金を返還す。初め文久三年五月十日夜。米國船長門國府中沖碇泊の際。毛利家の軍艦より發砲し。又佛蘭西荷蘭の船舶內瀨戸通航の際。下の關より發砲し。又續きて英國軍艦を砲擊せり。故を以て米。蘭。英。佛の四公使。其非理暴擧を告め幕府に迫る。元治元年九月二十二日。協議全く就り。取極書四箇條を約し。償金として三百萬弗を四箇國に分與す。然るに米國に於ては。交際の友誼を彰表するため。嘗て償收する所の金額返還の事。遂に議院の可決する所となり。該政府は同地駐在本邦公使を經て返還せり。」十七年五月

ヘイコ

十四日。文部少輔九鬼隆一を特命全權公使に任し。米國に駐在せしむ。」十九年五月一日。條約改正會議を外務省に開設す。米國は其特命全權公使リチャード、ビ、ハッバルドをして該會に列せしむ。」二十一年二月十日。米國駐在特命全權公使九鬼隆一の在勤を免し。特命全權公使陸奥宗光をして米國に駐在せしむ。」十一月三十日墨西哥國と假條約締結し。明治三十年我國改正條約の期に於て。之を改め。同三十一年七月十五日より實施し。互に同等權の下に通商條約を實行し。領事裁判を撤去するに至れり。且三十一年一月。米西戰爭に當り。我國は其一國に加擔せざる旨を示し。中立規則を發布せり。是我國中立權の範疇たるものとす。

【布哇】は西曆一千五百四十九年西班牙人ゲタノこれを發見す。一千七百七十八年。有名なるカピタン、クックの探檢を經。以後獨立王國となり。或は歐米諸國の保護を受く。一千八百九十三年。女王リ、チカラニ貶位し。假政府成る。翌年共和政府建つ。一千八百九十八年七月七日の合衆國々會議決により。同年八月十二日より合衆國に合併し。一千九百年六月十四日より。同國のテリトリーとなる。

ベイコクトリヒキジョ　米穀取引所。（トリヒキジョを見よ）

ヘイシ　平氏は。四姓の一なり。桓武天皇の皇子葛原親王より出づ。

葛原親王——高見王——平高望——國香——貞盛——維衡（伊勢平氏）——正度——正衡——正盛——忠盛——清盛——重盛
貞盛——維將（北條氏）
平高望——良兼
平高望——良將——將門
平高望——良文——忠常
良文——忠通（三浦。梶原。長尾の祖）
良文——忠頼（千葉。秩父の祖）
正盛——忠政
清盛——宗盛
清盛——知盛
忠盛——經盛——敦盛
忠盛——教盛——教經
忠盛——忠度

中ころ微にして顯はれざりしが。保元の亂に清盛功を以て累進し。平治の亂に藤原信頼。源義朝等を滅ぼしてより勢力大に振ひ。位人臣を極め。榮一世に冠たり。一時平氏にあらずんば人にあらずと迄謳はれしも。源氏再興に及び。一ノ谷。屋島に戰ひて利あらず。一族帝を奉じて海に泛び。壇浦に漂泊して又源氏の爲に敗られ。平氏の正統終に亡ぶ。

ヘイジ　瓶子。（トクリを見よ）

ヘイジヤウ　兵仗　兵仗は。兵器の事なり。兵仗を賜はると云ふ事。貞丈雜記に曰く。兵仗宣下と云は。兵仗と云は兵具の事也。太刀。弓。箭の類也。隨身は太刀をはき弓矢を持つ役なる故。隨身をめしつるゝ事をゆるさるゝを兵仗宣下と云。武官の人は御免に不及。隨身をつるゝなり。文官の人は御免なくてはつるゝ事ならざる也。攝政關白などは大將を兼たまはずしては隨身をつるゝ事ならず。御免にてつれらるゝ也。太上天皇（天子の御父御位をすべりたまふを云）は天子より隨身を付參らせらるゝ也」と。

ヘイジユムシヨ　平準署は。大日本史に。【左右平準署】廢帝天平寶字三年置。左平準署掌ニ東海。東山。北陸三道一。右平準署掌ニ山陽。山陰。南海。西海四道一。明年高元度爲ニ左平準令一。光仁帝寶龜二年六年以ニ椋垣忌寸吉麻呂一爲ニ右平準令一。廢（職官志）。

ヘイセイ　兵制。現今我國の兵制は之を陸軍。海軍に分ち。各〻之を組織する職司により。軍隊。艦隊。官衙。學校。特別機關（侍從武官。皇族附武官等）に分ち。其階級は將校。下士。兵卒を以て成り。陸軍は步兵。騎兵。砲兵。工兵。輜重兵及び工卒。衞生人員を以て成り。海軍は水兵。火夫。炊夫。職工。衞生部員に分ち。兵員募集の方法は。徵兵制度にしては男子二十歲に達したるものゝ身體を檢査し。其の合格者中所要の人員を抽籤にて採用し。海軍は其の中の志望者及び一般の志願者より募る。而して軍隊を戰鬪の用に具ふるには。常備軍。後備軍。國民軍に分ち。常備軍は現役三年。豫備として現役を終りたるもの四年四月間。之に服し。有事の際は現役と合併して。戰時編成をなし。常備兵役を終りたるものは後備軍とし。常備軍の缺を補ひ。戰時には主として防備に用ふ。國民軍は軍隊教育を經。前二個服役を終る者を第一國民軍とし。男子四十歲以下十七歲以上の者を第二國民軍とし。但し常備。後備兵力の不足あるに當りて之れを使用す。以上海陸軍を統帥するものは大元帥たる天皇となす。而して古にありては。海軍なるもの幼稚にして。德川氏以前は全くこれなかりし故。其記すべきものなく。其他の軍事に於ても教育。給養。編制等今日の如く精確ならず。是を以て左に略分類する處あるも。彼是混同せるもの

あるを免れす。且つ徴兵。海軍。陸軍。武器。刀劍。信號旗。船舶。兵學其他軍事に關する各項目につき。詳述したるものあれば。宜しく就て參照すべし。

【徴募】今日は徴兵の制度を用ふ（チヤウヘイ參看）と雖も。古今いづれの世といふとも。豫しめ兵の設なかる可からず。古代の事を。羽倉考に云（兵士員數事）。日本紀持統天皇三年八月庚申。詔ニ諸國司ニ曰。其兵士者。毎於ニ一國一四分而點ニ其一一。令レ習ニ武事ニ（兵士の事國史に見えたるは是初なり。此文の如くなれば。一國の人を數へ。其四分の一を以て。兵士と爲し。諸國に之を置れしと見えたり。然れば其員數は其時の人の多少に依べし必何人とは定め難し）。又同書に天平六年健兒。選士の減員。竝に天平寶字六年近畿子弟四十歳以下二十歳以上練武のことをあげ。徴兵參考抄云。我今日武備擴張の政を擧られ。專ら威武を奬勵せらるゝの日に遭ひ。聊か往古の聖皇。武備兵制の大略を抄して。以て世の兵事を講する人の參考に備んとす。其目左の如し（兵士徴發。軍團。衞士。防人。兵衞。近衞。王臣武備）。猶其詳なるとは。令式等の書に就て吾言の誣さるを知るべし。今其舉するに遑あらず。」兵士徴發。凡諸國の人民男子たる者二十一歳にして正丁とす。以て六十歳に至る（六十一以上を老とす）。毎年六月三十日以前に於て。京國官司、其所部人民桁の手實を責。具さに家口年紀を注し。帳を造りて。八月三十日以前に政官に申送す。其人民年紀の丁より老に入り。中男より正丁に登るべき者及殘癈疾等の課役を免すべき者は。國司親から其形貌を檢し。若奸欺ある者は。事に隨て檢定して。之を帳籍に記入す。其兵士を徴發するには三丁毎に一丁を取を準とし。即一國の丁を通算して。其三分の一を取る（其兵役に應せざる者を除き。其丁數を三分して其一を點差するなり）。其點差する所の者を兵士と云。常に其軍團にありて。衞士となり防人となる者也。其徴發を免るべき者は大抵左の如し。孝子。順孫。義夫。節婦。閭門に表する者。及其同籍の人三位已上の父祖兄弟子孫。五位已上の父子。八位已上の嫡子。内外初位已上の官人。舍人。史生。伴部。使部。兵衞。近衞。仕丁。帳内資人。事力。驛長。烽長。勳位八等以上。雜戸。陵戸。品部等なり。次に郡の主政。主帳。牧の長帳。驛子。烽子。牧子。國の博士。醫師。諸學生。貢人の得第せる者。里長。侍丁（老人を侍養する者）。及老人。殘癈疾の人も同し。兵士差科の法は。白丁の差役に齊しく。富強を先にし。貧弱を後にし。多丁を先にして。少丁を後にす。國司其名簿を檢して。順次之を發遣上番せしむるとも。【軍團】其兵士は。其比近の軍團に入る。弓馬に便なるものを騎兵とし。餘は歩兵となす。十人を一火とし。五十人を一隊とす。隊に隊正あり。百人に旅師あり。二百人に校尉あり。五百人に少毅あり。六百人以上に大毅あり。一千人には大毅一人。少毅二人ありて。之を統率す。其大少毅は兵士又は郡司等より撰拔して。之を任す。一火毎に軍器を備。六駄馬を養ひ。又白丁五人を取りて火頭に充つ。兵士一人別に弓矢。胡籙。太刀。刀子。及糧鹽等を備て。常に庫中に貯ふ。凡兵士は皆國司に領し。其名簿を具し。貧富上中下の三等を注し。其征伐に從ひ。防人に充。遠所に便する等の事を顯し。一通は國司に留め。一通は毎年兵部に送る。この兵士。京に向ふ者を衞士と名つく。其邊要を守る者を防人と云。其衞士防人となる者は。一家の父子兄弟一時に併遣するを得ず。國司之を部領して。兵部省に送る。防人となる者は。之を攝津に發遣す。【衞士】衞府の制は。令の時には衞門府と（左右）兵衞（左右）衞士の五府あり。又授刀舍人寮を加へて。六衞とも云。督佐尉志の將校ありて。之を統領す。其職各々差別ありて。又自から等級あり。兵衞 近衞を重くし。衞門衞士之に次く。衞士は諸國より差遣して。兵部に送り。兵部之を檢閲して。衞門衞士の二府に分配す。京に在て宿衞するとは三年なり。其在京中は。二分して一日上番し。一日は下る。下る日は。府中に在て弓馬を教習し。用刀弄槍及ひ發弩抛石等の武藝を講す。別勅に非れは他に雜使するとなし。衞士。防人。上番了りて歸郷すれは亦軍團に充つ。但其國内の上番を免するとも。其在京在防の年の數に同し。【防人】防人は。今の鎭所の如し。軍團より差發して。太宰又は三關國。邊要地の守衞に充る者を云。太宰府には防人正ありて。其戎具教閲及食料營田の事を差配す。防人は其家族以下を携るとを許さる。三關の國には城あり。其國司を城主と唱へ。兵士を配置して之を守る。皷吹軍器等の設けあり。其他の國衞には軍團より兵士を上番せしめて之を守衞し。臨時警備の用に供す。以上軍團の兵士。京衞の衞士。太宰府三關國等の防人は是皆白丁の兵となる者にして。即今の平民徴兵なり。【兵衞。近衞】兵衞府は他の衞府の衞士とは徴發の法。亦全く異なる所ありて。其名をも兵衞（又は近衞）と稱し。常祿あり。考課ありて官人に同じく。京地に在住し。各人文武の所能に隨つて。三等の品級をなし。其才器ある者は進んで文武の官人。及ひ國の郡司に任するを得。其兵數にも定額ありて。一府四百人を限りとす。年二十一之に充。六十放免す。其補入の制は。先國司郡司の子弟强幹にして弓馬に便なる者を簡拔し。毎郡一人を貢せしむ（この時郡數凡五百餘郡あり）。又内六位以下。八位以上の嫡子。年二十一以上見に役任なき者は。毎年京國の官司に於て。之を檢勘し。分て三等となし。其中等自材强幹。弓馬に便なる者をは之を兵部に送る（上等は舍人とし。下等は使部に充）。兵

部試練して之を兵衛に充。もし足らざれば通して庶子を取る。故に兵衛には他の衛士の如く。一年三年等の上番歸郷はなきヿ也。後近衛府を立らるゝに及ても。亦兵衛と同しく。衛門兵衛二府の白丁より差發する者とは。大に異る所ありし也。是其官人の子弟を優使し廉恥を養ひ。貴賤を分つ所以にして。當時に在ては。大に其體制の得たる者とす」とあり。鈐錄に云。吾國軍役の懸り。當時一萬石に十六騎と云へとも。其根元を知る人なし。其起り吾朝の古法。日本國の軍兵を三十團と定め。一國の兵大抵一千ばかり。一團の將を大毅と云ふを令に見えたり。團とは軍兵を屯する所なり。奥州に七團あり。筑紫其外の國々關々に布列して設け。武士交替して屯するなれは。此事を日本六十六箇國三十三萬騎にて。一萬騎に武者所一人是を團取と云。大抵十番に交代する積にて。一團を一萬とも云。大中小國を均して一箇國五千騎と。兵家者流に云習はすも。六十六箇國三十三萬騎の說に本づくなり。一團と云は本異朝の團練使の名を取たる者なるを。誤て軍配團を持ヿと心得。武者所と云は。京都院中抔の名目なるを。誤て大毅のヿを稱したるヿ。展轉なれ共。古法の傳る所。是に付て考べし。一萬石十六騎と云も。此割より起れり。實は一萬石百六十五人或は歩兵百六十五人。或は騎兵百六十五騎。各事の宜に隨ヿ也。事の宜に從ふと云は。豐饒の地或は原野を帶て。草飼べき便りある地歟。或は驛路の邊なれば。騎兵を仕立るヿ便りあり。さなき處歟。或山國にて險阻なれば。歩兵を用るに便りあり。故に一萬石百六十五人を騎兵に仕立てゝ。百六十五騎にする國も有べし。歩兵に仕立てゝ百六十五人にする國もあるべし。日本國總知行高二千萬石より。右の軍役を出す時三十三萬騎の數に詰る。又古來の詞に六貫一匹と云も。田地六十石目に一騎と軍役を懸るヿにて。異國日本の古法に符合す。是を軍役の定法と知るべきなり。而るを一萬石十六騎と云ヿは。上方の國々は多く歩兵を用たる故。令の定十人を一火として。內火長一人其頭なるゆゑ。そればかりを馬にのせて十六騎なり。されば近來兵家者流の定めに。五十騎一備の人數足輕陪卒かけて五百人と云も此割なり。近來騎戰廢れて。騎馬の武者と云も。皆名目ばかりにて。物前になれば。皆馬より下立て。歩立となる時は。右の歩兵の法にて。主人を火長と見て。陪卒は歩兵なり。この歩兵も主人と一面に備へ。戰ふべきヿなり。又陪卒の內。弓鐵砲に長ずる輩を拔出して。別に頭を付て。足輕に用たりと見えたり。是によりて知行高に應して。陪卒の數を定め。是を軍役と云も。戰に用る故なり。而るに近來誤て陪卒には。具足箱草履挾箱鑓などを持せ。是を使令の役に供して。戰士の列とせざるゆゑ。軍の時は無用の人に兵粮費され。且又武士を城下に聚るゆゑ。百姓の外に別に武士の家來と云もの出來して。一枚の手形を便として。太平の法度を以てしばり置故。軍役の名に背き。戰士の數減少するヿ。不吟味の至りなり。扨右の如く軍役の割を定置て。此上に主人の藏入を引べき定法は。四分の一と心得べし。其子細は吾邦古の租稅十分一なるを。武家の代になりて。兵農分れ。武士と云もの出來て。朝家の租稅をは押領して。地頭四分百姓六分に租稅をとる。然れども其地頭四分の內一分は朝家の租稅にして。此內にて國司の祿。其外の國用までに用て。元來不足なかりしヿなる故。四つのものなりにして。一萬石の地の租稅現米四千石。俵にして一萬俵の四分一。現米千石を君の祿と定め。殘て現米三千石を家中の士百六十五騎の祿とする時は。一騎前に四十五石の知行を與へて。古六貫目の田地より朝家の租稅出して。其餘にて一匹の役を勤たる割に叶なり。或曰三百石を騎馬の武者と定むるヿ。當時兵家者流の說なり。而るに六貫目にて馬を持つヿ。心得がたし。答て曰。三百石騎馬役と云は。當時御城下に武士を聚置かれ。諸大名も己か城下に聚置く。世に相應する樣に。兵家者流の積りたる說にて。全く武道不案內の妄說なり。六貫一匹と云は。古士着の時の古法にて。此軍役を以て日本國中の總軍兵三十三萬騎と云數につまる。三百石騎馬役と定るときは僅に六萬六千騎なり。それも主人の藏入歩兵足輕の料を引て。一萬石十六騎の割になり。僅に三萬三千騎なり。それも又武士城下に聚居るヿ。年久きゆゑ奢侈日に長じ。物價次第に貴くなりて。今時三百石にても馬持つヿなりがたく。其大將も一萬石十六騎の軍役を出すヿなりがたく成行くは。士着の古に返らずして。當分の渡世の上にて定むるゆゑ不易の定法に非す。士着の古に返さゞるときは。軍兵日を逐て減少して。武道滅却するヿ明かなり。武士土着するときは衣食住に物入るヿなし。風俗自然と質素になりて。城市油滑の風習をはなれ。濱海の地に非れば。魚類不自由なる故。鳥獸の食すべき爲に弓鐵砲の藝自然と精くなる。親戚朋友の訪問には。五里。六里乃至十里。二十里をも常に往還するゆゑ。馬に騎習れて自然と馬達者にもなり。又地理を能諳んじ山谷河海を馳めぐりて事情にもよく通達す。召仕者も己か領知の百姓の內にて見立使立。年來のなじみ厚くなり。其上其妻子一族膝元に居住すれば人質となる故。先途の役にも立つなり。城下へは三月半年の勤番を軍役の人數を以て勤る故。主君の武備には却て甚宜なり。愚なる大將は家中の士城下に居住するを闕かなるヿに思へけれ共。事出來る時節。又は平日火災等の節も。妻子家財手足まとひと成故却て騷動を生し。火を消すヿもならす。

勤番の武士は男住居の旅宿なれば。何事も手ばしかくて奉公も思樣になるべし。是又士若の益なり（中畧）。或は曰く。家中の士に高下なく四十五石宛知行を充行んとせば。當時諸大名の家中の諸士父祖より相傳して。百石。二百石。三四五百石より。乃至千石。二三千石。四五千石もとるものあるなれば。削減するを難かるべければ。たとひ士着に返したりとも。六貫一匹の古法は行難からん。答曰。六貫一匹は軍役を懸る割にて。總並に四十五石づゝにすると云ことに非す。百石。二百石。三四五百石。乃至千石。二千石。三四五千石とる諸士をば。其相傳せる祿をば其儘に與へおきて。此割を以て役を懸けて。陪卒より騎馬を出さする時は指支ることなし。尙又百姓を騎兵に仕立てゝ出さば。二十石目持たる百姓に年貢を免す。僅に現米八石の充行にて。四十五石の知行と同斷になるゆゑ。其主人の心懸けによりて騎馬の數は。此割を以て如何程も出さるべき也。又足輕にて十石目持たる百姓に。十俵の年貢を免さば不足あるまじきなり。尙右の割は地戰の積りにて。一日路。二日路。三日路までの軍役なるべし。長途の軍役は。關東より京都中國九州と三段に分けて。人數を減し。在國の士よりもやひを出して勤さする時は。指支あるまじきなりとあり。軍防令曰。凡兵士簡點之次。皆令二比近團割一。不レ得二隔越一。其應レ點入レ軍者。同戶之內每二三丁一取二一丁一。義解謂。此爲二多丁之戶一。立文。若戶內少レ丁者。亦須三通取二他戶一。即一國之丁。惣爲二三分一。取二其一分一之義。其爲レ分之法。除二烽子事力等之類一。以二所殘丁一。惣爲二三分一。但除正以上者。須下於二三一分內一取上之（案するに。是持統の時の制を改め。四分一を以て。三分一と爲ると見えたり。然れども持統の時の制は每於二一國一四分而點二其一一とあれば。一國の人を惣數へて其四分を兵士と爲ると見ゆ。其兵士に點するには必正丁を用ひたるなる可れど。其數ふるには次丁中男をも共に數へたるなるべし。又此令には每二三丁一取二一丁一とあれば。正丁ばかりを數へて次丁中男をば數へざると見えたり。義解に據ば。其正丁も烽子事力等の類を除きて數ふ。然れば驛長。牧長。牧帳。驛子。烽子。牧子。侍丁。里長の類。惣て勤むる事ある者をば除き。白丁の中にて三分一を取て兵士と爲べし。然る時は兵士の數持統の時より多く成たるとも云がたし。是亦其員數其時の正丁の多少に依べし。必何人とは定め難し）。同令曰。凡軍團大毅。領二一千人一。少毅副領。義解謂。凡兵滿二一千人一者。大毅一人。少毅二人。六百人以上者大毅一人。少毅一人。五百人以上者。唯置二毅一人一（右に見えたるが如く。此時の兵士の員數は正丁の多少に依る。大國には多かるべく。小國には少かるべし。然れども軍團といふ者。一國の內に必一團に限りたる者には非ざれは。兵士多き所にても。一團に千人より上は置ざると見えたり）。續日本紀養老三年十月戊戌。減二定京畿及七道諸國軍團。竝大小毅兵士等數一。有レ差。但志摩。若狹。淡路三國。兵士竝停（今の令は大寶元年の定なり。世に養老の定と思は誤なり。大寶の時の兵士は令に實數なし。養老に至りて。此文の如く。減二定兵士等數一有レ差とあれは。此時初めて國の大小に隨ふて何人と定められしと見えたり。其員數は考ふ可らす）。同紀。天平十一年六月癸未。緣レ停二兵士一。國府兵庫。點二白丁一作レ番令レ守レ之。同紀。同十八年十二月丁巳。京畿內及諸國兵士。依レ舊點差（此文の如くなれは。天平十一年より同十八年迄八年の間は。諸國に兵士を置るゝ事なきと見えたり）。同紀。寶龜十一年三月己卯。太政官奏偁。今諸國兵士略多二羸弱一。徒免二身庸一不レ歸二天府一。國司軍毅自恣駈役。曾未レ貫二習弓馬一。唯給レ採二苅薪草一。縱使二此赴一レ戰。謂二之棄一矣。臣等以爲。除二三關邊要一之外。隨二國大小一以爲レ額。仍點下殷富百姓才堪二弓馬一者上。每二其當番一專習二武藝一。屬赴有二徵發一。庶免二稽廢一。其羸弱之徒。勤皆赴レ農。此設二守備一者不急之道也。臣等商二量所一レ定具狀如レ左。伏聽二天裁一者奏可レ之（右に見えたるが如くなれは。兵士の員數は養老より定められたると見えたり。然るに寶龜に至りて。此文の如く隨レ國大小以爲レ額とあるは。蓋天平十一年に一度兵士を止られ。同十八年に復置れたる時。養老以前の如く三丁に一丁を取の法に據れしにや。此寶龜の文を案するに。員數ある者を其員數を減したる事とは聞へずして。員數なき者を定て之を減したる事と見えたり。其員數は今より考可らず。又三關邊要等の國は。人の多からん事を欲する故に是までの如くに改めざると見えたり。然れども左に擧たる承和元慶等の紀の文を見れば。邊要國にも此後に員數を定められたると見えたり）。續日本後紀。承和十年四月。陸奧兵士加二一千人一。與レ本竝八千人。三代實錄。元慶三年三月二日。正五位下守右中辨兼行出羽權守藤原朝臣保則。奏言曰。凡當國可レ有兵士鎭兵千六百五十人。而承二前國司一。元置二千人一（案するに出羽國の鎭兵は六百五十人なる事。同紀同年六月二十六日の奏言。及延喜兵部省式に見えたり。然れば鎭兵の外に。兵士千人の定なるを。承二前國司一兵士と鎭兵とを合せて。只千人を置しと見えたり。然れとも此時保則奏言して。上野。下野等の國より出羽國に赴きし兵士を出羽に留めて。兵士千人鎭兵六百五十人と爲る事。左に擧たる六月二十六日の奏言にて見えたり）。同紀。同年六月二十六日。正五位下守右中辨兼行出羽權守藤原朝臣保則。奏言。配二置當國一。例兵一千六百五十七人。大毅一人。少毅三人。主帳三人。校尉二十人。旅帥四十人。火長六十人。列士八

十人(私に云當レ作二八百八十人一)。鎭兵六百五十人(此に一千六百五十七人と云る內。大毅。少毅。主帳合て七人。鎭兵六百五十人ある故に兵士は千人也。其千人の內校尉旅帥火長合て百二十人なる故列士八百八十人なり。然を印本八十人とあるは八百の二字を脫せり。此文の下に秋田城に三百三人。雄勝城に二百二十人。出羽國に三百五十七人と見えたれは。三所合て八百八十人なる事明なり。凡大毅。少毅は兵士の督長にして軍團の官人なり。主帳も亦兵士の外なり。其校尉以下はすなはち兵士の內なり。餘國に何人と云も皆校尉以下を通し計ふべし。抑一國の兵士の員數を記せる跡。右に見えたる陸奧國は八千人。此に見えたる出羽國に千人と云るより外いまだ見る所なし)。延喜兵部省式曰。凡軍團置レ毅者。兵士滿二千人一。大毅一人。少毅二人。六百人以上。各一人。五百人以下毅一人。其主帳者大團二人。以外一人(此定軍防令義解に同し。案に兵士の員數令の時はいまだ定まりなく。義解の時は既に定りあり。其兵士の多少に依て。軍毅の數を定むる事は。義解の比の事にして。令の時には非ず。只義解を加ふる時の定を以て。令の文の下に附たるのみ。然れは兵部式に此文あるも。兵士の員數定まりたる上の軍毅の數の定なり。此文の義に同しきを以て。延喜式の時。令と同しとは見る可らず)。同式曰。凡太宰府管內諸國射田。每レ郡置二二町一。自餘有二兵士一國。每レ郡置二一町一(此文に有兵士國とあれは。兵士なき國もあると見えたり。上に擧たる如く。志摩。若狹。淡路三國には。養老三年より兵士を止れば。此三國などにや。自餘の國も邊要國の外は次第に兵士減したれば。後に至りて止られたる國もあるべし。延喜式に兵士の事を載たる事。却て令よりも畧なれば。其國を知がたし)。柳菴雜筆に云く。世鏡鈔に。百貫領主。馬一疋もつ也。地頭は馬一疋もつて年中に食物三十四貫なり。是にて心得へし。相殘て六十六貫(不慮。二十貫(中間三人)。二十貫(客物)二十貫。我物殘六貫。世の料。大唐には。千貫領主馬一疋。年中に三百三十貫食物とあり。此書序は西園寺右大臣(公藤公)家にして。跋は慈照院贈大相國(義政公)家の撰なれは。延德二年前になりし書なるをは論なし(慈照院殿は。延德二年正月七日薨御也)。その頃の(應仁以後文明の頃)錢にて。中間一人の給分。六貫六百六十六文に當ると知るへし。又百貫の家に。馬一疋。中間三人と云を以て通途とすと見えたり。たゝし此中間は今云中間にあらす。奇異雜談に。中間は肩衣四幅袴にて。主の笠を頸にかけ。手鏡をかたげて跡にゆく(此主は足輕と見えたり)とあれば。肩衣四幅袴は中間の服と聞ゆ(布衣記に中間の事。折烏帽子。小結常なり。染垂直に大帷子を重れ。袴に大口とあるは。永仁の頃の中間なり。明應の隨兵次第に。甲持。敷皮持。張替持。太刀時は中間なるへし。黑直垂四くゝり。胴丸を着せ。刀金のはりて色縮たる。烏帽子。家の折。小結なし。足なかを履すへしと云を以て考ふれは。中間は一刀の者とあらる)。又宗五大册子に。公方樣御中間とてはなく候。武家に雜色と中候は。中間より下り廐の者より上に候。公家中間を雜色と被仰候とあり是彼を通はして。中間と云者の品推量すへし(猶委しくは武家職掌考に云へは畧す)。さて此六貫六百六十六文の錢は。唐。宋。元。明の錢にして。これを米に代て。幾許に當るへきや定かならねとも。享德元年(義政二十七歲の時)に書たる竪義日記に。餅米四斗一升四合(五百文)とあり。四斗一升四合にて。五百文を除は。一斗の價。百二十文七分に當る。但此頃の升は。今の九合六勺餘の容なり(升の事は。別に量考あれは爰にいはす)。然は六貫六百六十六文に。凡五石五斗五升五合五勺許に當る(今升にては五石三斗三升餘なり)。今の金にして。五兩二分餘と見合すへし。是にては。世鏡鈔の中間。今の中居從と云ほとの者とあらる。依て百貫の米を求れは。凡八十三石三斗三升三合餘に當る(今の七十九石九斗九升餘なれは。まつ八十石なり。八十石にては。馬一疋。中間三人扶持すへきを。應仁。文明の頃の。祿の定めと知れたり)。すなはち今の四ッ物成。二百石の士なり。試に今八十石を。世鏡鈔の割合にあてみれは。昔の一貫文。今の金四十八匁に當る。然れは昔の三十四貫は。今の金二十七文と拾貳匁なり。是を喰物となし。一日に一人白米四合。鹽。薪十六文と積りて。一年分白米一石四斗四升(此代金八拾六匁四分)。鹽。薪六貫文(金と換れは五十五匁三分八釐餘なり)。合せて金貳兩と貳拾一匁七分八釐餘なり。二十七兩十二匁は十一人分と殘金七十二匁四分二釐あり。次に不慮二十貫は。今の十六兩なり。衣服其外に用ゆへし。中間二十貫も亦十六兩なり。僮僕の手當。客物二十貫は。臨時入用なり。殘六貫は。四兩三分三匁なり。遊宴の料に充へし。これにて世鏡鈔の割合なり。出入差分は。人々の意好もあるへけれとも。僮僕。客物の料を節しなは。馬一疋の飼料十兩計は出さるへし。さてこそ現米八十石を。騎士の祿と定められたるべけれ。」德川氏時代の軍役は武家を以て之を組織し。侯。伯は其石高に應じて。戰時に兵員。兵器等を幕府に供託するなり。又地方落穗集に云。上方と仙臺知行騎馬物成一倍の事を擧け。曰く。國所により種々なる直段の法あり。然れ共軍役騎馬積などは。國々の遠近又は運送の長短を以て。知行物成を積りたると見へたり。其取方は上方知行と仙臺知行とは一倍違と云。仙臺は十貫百石と積り上方は二十貫百石と積る是一倍違なり。然ば上方の百石は仙臺の二百石と知るべし。又上

方と關東は永の四割替高の二割替と同樣なり。都て右の通なる故上方に限らず。四國。九州筋も二百石の諸士を騎馬一騎と云(騎馬一騎は六人に成。侍二人。口取一人。道具持一人。草履取一人なり)。然れ共在所にては馬を所持せず。高三百石よりの諸士は。在所は勿論在番の節も馬を曳せ勤番す。右何れも二十貫百石と云。西國。中國。九州迄も關東同樣なり。」德川氏の頃。時々の徵兵令德川禁令考に詳なれば左に之を揭ぐべし(靑標紙に慶長二十年の軍役人數割を載す。下に揭ぐる寬永十年の分と似たり)。【元和二丙辰年六月。軍役人數割】○五百石。鐵砲一挺。鑓三本持鑓共○千石。鐵砲二挺。弓一張。鑓五本持鑓共馬上一騎○二千石。鐵砲三挺。弓二張。鑓十本持鑓共。馬上三騎○三千石鐵砲五挺。弓三張。鑓十五本持鑓共。馬上四騎。旗一本○四千石。鐵砲六挺。弓四張。鑓二十本持鑓共。馬上六騎。旗一本○五千石。鐵砲十挺。弓五張。鑓二十五本持鑓共。馬上七騎。旗二本○一萬石。鐵砲二十挺。弓十張。鑓五十本持鑓共。馬上十四騎。」(引書。御觸書。慶延令條。慶祿記。東武實錄)。また【寬永十癸酉年二月十七日軍役人數割】に。(按ずに本年軍役の人數割。諸記各〻異同あり。今德川實記に據て記す)。○千石。二十三人。持鑓二色。弓一張。鐵砲一挺。○千百石。二十五人。持鑓三色。鐵砲一挺。○千二百石。二十七人。同前。○千三百石。二十九人。同前。○千四百石。三十一人。同前。○千五百石。三十三人。持鑓三色。弓一張。鐵砲二挺。○千六百石。三十五人。同前。○千七百石。三十七人持鑓四色。弓一張。鐵砲二挺。○千八百石。三十九人。同前。○千九百石。四十一人。同前。○二千石。弓一張。鐵砲二挺。鑓五本。○千三石。馬上二騎。鐵砲三挺。弓二張。鑓五本。○四千石。馬上三騎。鐵砲五挺。弓二張。鑓十本。旗一本。○五千石。馬上五騎。鐵砲五挺。弓三張。鑓十本。旗二本。○六千石。馬上五騎。鐵砲十挺。弓五張。鑓十本。旗二本。○七千石。馬上六騎。鐵砲十五挺。弓五張。鑓十本。旗二本。○八千石。馬上七騎。鐵砲十五挺。弓十張。鑓二十本。旗二本。○九千石。馬上八騎。鐵砲十五挺。弓十張。鑓二十本。旗二本。○一萬石。馬上十騎。鐵炮二十挺。弓十張。鑓三十本但長柄持鑓共。旗三本。○二萬石。馬上二十騎。鐵砲五十挺。弓二十張。鑓五十本但長柄持鑓共。旗五本。○三萬石。馬上三十五騎。鐵砲八十挺。弓二十張。鑓七十本。但長柄持鑓共。旗五本。○四萬石。馬上四十五騎。鐵砲百二十挺。弓三十張。鑓七十本。但長柄持鑓共。旗八本。○五萬石。馬上七十騎。鐵砲百五十挺。弓三十張。鑓八十本。但長柄鑓共。旗十本。○六萬石。馬上九十騎。鐵砲百七十挺。弓三十張。鑓九十本。但長柄持鑓共。旗十本。○七萬石。馬上百十騎。鐵砲二百挺。弓五十張。鑓百本。但長柄持鑓共。旗十五本。○八萬石。馬上百三十騎。鐵砲二百五十挺。弓五十張。鑓百十本。但長柄持鑓共。旗二十本。○九萬石。馬上百五十騎。鐵砲三百挺。弓六十張。鑓百三十本。但長柄持鑓共。旗二十本。○十萬石。馬上百七十騎。鐵砲三百五十挺。弓六十張。鑓百五十本。但長柄持鑓共。旗二十本。引書德川御實記。」また【慶安二己丑年十月軍役人數割】(按に。軍役の事は。元和二年一萬石より五萬石。寬永十年千石より拾萬石迄の制を定めらる。前擧の如し。此に至て改て二百石より拾萬石に至るの制を定めらる。蓋し此時昇平日久しく士籍已に滋けし。因て詳細商確し以て永世の法を立るものとす。故に文久以後の軍役。稍增減ありと雖とも。要本年の定制に準據す。此に因て之を見れば。德川氏治を爲せし以來。軍役の制は本年を以て大成せしものと云ふ可き歟)○二百石。五人。侍一人。甲冑持一人。鑓持一人。馬口取一人。小荷駄一人。○二百五十石。六人同上。○三百石。七人。侍一人。甲冑持一人。鑓持一人。草履取一人。小荷駄一人。挾箱持一人馬口取一人。○四百石。九人。侍二人。甲冑持一人。鑓持一人。草履取一人。挾箱持一人。馬口取一人。○五百石。十一人。侍二人。甲冑持一人。立弓持一人。鑓持一人。草履取一人。挾箱持一人。馬口取一人。小荷駄二人。○六百石。十三人。侍三人。甲冑持一人。立弓持一人。鐵砲一人。鑓持一人。草履取一人。挾箱持一人。馬口取一人。小荷駄二人。○七百石。十五人。侍四人。甲冑持一人。立弓持一人。鐵砲一人。鑓持二人。草履取一人。挾箱持一人。馬口取二人。小荷駄二人。○八百石。十七人。侍四人。甲冑持一人。立弓持一人。鐵砲一人。鑓持二人。草履取一人。挾箱持一人。馬口取二人。小荷駄二人。○九百石。十九人。侍五人。甲冑持二人。立弓持一人。鐵砲一人。鑓持二人。草履取一人。馬口取二人。沓箱持一人。挾箱持二人。小荷駄二人。千石より拾萬石に至る迄鐵砲。弓。鑓。旗等の數全く寬永度に同し。因て略し以下人數のみを記す。○千石。二十一人。○千百石。二十三人。○千二百石。二十五人。○千三百石。二十七人。○千四百石。二十八人。○千五百石。三十人。○千六百石。三十一人。○千七百石。三十三人。○千八百石。三十五人。○千九百石。三十六人。○二千石。三十八人。○三千石。五十六人。○四千石。七十九人。○五千石。百二人。○六千石。百二十七人。○七千石。百五十二人。○八千石百七十一人。○九千石。百九十三人。○一萬石。二百三十五人。○二萬石。四百十五人。○三萬石。六百十八人。○四萬石。七百七十人。○五萬石。千五人。○六萬石。千二百十八人。○七萬石。千四百六十三人。○八萬石。千六百七十七人。○九萬石。千九百二十五人。○十萬石。二千百五十五人。

右軍役如定。旗。弓。鐵砲。甲冑。馬具皆諸色人積可相嗜。若軍役於不足之族有之者。

ヘイセ

ヘイセ

急度可爲曲事。軍役之外者嗜次第召連可爲忠節者也。慶安己丑年十月。」軍役改正之達。今般御軍役人數割等。別紙之通御改正被仰出候間。其旨可被相心得候。尤兵賦之儀は右之外たるへき事。但組合割之儀は。追て相達にて可有之候。右之趣萬石以下之面々へ可被相觸候。（別紙御軍役人數割）六百石銃手三人。七百石同四人。八百石より九百石迄同五人。千石同六人。千百五十石より千九百石餘迄。百五十石に付銃手一人增之積。二千石同十四人。二千百四十石より二千九百石餘迄。百四十石に付銃手一人增之積。三千石同二十四人。三千石以上は百二十五石に付銃手一人增之積。尤指令役等之役々は右之内にて可差出事。○五千石以上は指令役。其他之役々右人數之外にて可差出事。○六百石以下三百石迄大砲隊に組立。尤人數差出に不及。爲御軍役金六百石以下五百石迄。百石に付金五兩。五百石以下四百石迄同斷金四兩。四百石以下三百石迄同斷金三兩之割合を以。年々可相納候。○三百石以下百石迄。百石に付金三兩之割合を以。御軍役金可差出。尤年々に不及。二大隊以上之兵出張之年而已可差出候。○百石以下之ものは。御軍役被成御免候。○右御軍役之儀は。都て本高にて可相勤。尤御藏米取も同斷。現米取之ものは俵に直し同斷たるへく候。」御足高有之面々之御足高本高。合三百俵以上之者は。御足高之分百俵に付金五兩之割合を以。年々相納。同斷三百俵以下之ものは。前書本高同樣に可相心得事。○軍役金納方之儀は。兵賦金納方之振合に可相心得候事。慶應二丙寅年八月十九日。德川氏の末。徵兵の事に達ありし內に。文久二庚戌年十二月。兵賦之達に云。此度御軍制御改正被仰出候に付ては。慶安度之御趣意に基。御軍役人數等用意可致旨改て可仰出之處。昇平之流弊にて平生之冗費も不少。非常之嗜難行屆向も有之哉に思召候に付。以後非常之節者。慶安度之人數割。大凡半減之積相心得。右人數之內より別紙之通。御軍役之兵賦可被差出旨被仰出候。委細之儀者。講武所奉行御軍制懸り御目附可被談候。右之通萬石以下之面々へ可被相觸候。「別紙」。高萬石以下百俵迄。兵賦可差出事。但知行取之分は。五百石一人。千石三人。三千石十人之割合を以て。兵賦可差出候。御藏米取並御足高之分。兵賦は差出に不及。金納に可致候。知行取之分も五百石以下並端高は金納之積。右割合高百俵より五百俵以下迄。百俵に付金貳兩之積。高五百俵より千俵以下迄。百俵に付金貳兩貳分之積。高千俵より以上は。金三兩之積。但石取も俵取之者も同樣に相心得。現米取之向は俵に直し金納之積。尤知行取端高金納之分は。本文割合同樣に可差出候。」兵賦は。銃隊之組立陣營に被差置候事。○兵賦之年齡は十七歲より。四十五歲迄御用可相成候間。壯健之者相選可差出候。尤一人五ヶ年季と相定。右年限相立候は丶。交名之もの差出可申。併人々之見込。又は當人共存寄にて繼年季申立候儀は不苦候事。○銘々可成丈知行所之內にて。丈高の强壯之者相撰み可申。主人々々において兵賦被選候儀は。年來之御恩澤を報ひ候ためと相心得。正實に相勤可申旨。篤と申諭。浮薄之弊無之樣爲心得候上。可差出候事。但正實に相勤。格別に御用立候ものに有之候は丶。品に寄御取立に可相成候間。右之心得を以差はまり相勤候樣可爲致事。○名目の儀は步兵組と可相唱候。身分之儀は勤中小揚之もの丶次たるへく候。尤銃隊へ一同に御用相成候もの共に付。平生共脇差のみ相帶候樣可申付置候事。但勤に付候諸道具衣服等は御貸渡。脇差の儀も同樣相心得。用意爲致候に不及候。○給料之儀は。主人々々において程能爲取可遣候。尤一ヶ年金拾兩を限りといたし。右より多きは不相成候事。○勤中食料は被下候事。○金納之分知行取者頭支配一纏にいたし。每年三月。十一月兩度に御勘定所へ可相納候。御藏米取は三季御米渡之節。其渡高に應し。引落書替。奉行請取印書相添。御切米一同可相渡筈に候。○來正月中旬迄に無相違兵賦呼寄置。名前年齡生國等巨細に認頭支配へ差出可申候。引渡等之儀は別段達にて可有之候。」右之通心得らるへく候。」また元治元甲子年九月三日の達に。今度兵賦之儀別紙之通被仰出候得共。上下疲弊之折柄に付。格別之譯を以。三千石以下五百石迄之ものは。當分之內觸面半減之兵賦可被差出候。尤右高之もの若兵賦差出候儀差支候は丶。金納に而も不苦候間。兵賦金納共半減之積可相心得候。且又五百石以下之者は。追て御沙汰有之候迄兵賦金不及差出候事。但金納割合方は。御藏前取同樣たるへき事とあり。○軍役之達。此度御進發に付。御軍役人數萬石以上は。慶安度人數割之通召連可申候。萬石以下之面々は去々戌年相觸候通。慶安度人數割大凡半減之人數召連可申事。○五百石以下之ものは。兵賦金納未た不被仰付候得共。慶安度御定御軍役半減之人數召連不苦候。尤其餘人數召連候儀は可爲忠勤候事。右之趣御供之面々へ可被相達候。萬石以上之面々召連候人數割之儀。方今之場合銘々見込之品も可有之候間。御軍役御定之人數より減少候而も不苦候間。强壯之兵卒相撰召連。無益之雜人等は相省候儀銘々可爲勝手次第候。尤慶安度御定之人數割增減有之分は。月番之老中へ屆可申聞候。此段も萬石以上之面々へ可被達候。慶應二丙寅年七月十九日。」○步兵徵集之達。此度町人別之內より步兵御取建相成候に付。諸事胴服其外都て相渡候。御賄等も並之通被下候。給金一ヶ年拾八兩。外身元引請候者へ爲御手當貳兩つ丶被下候間。得

其意早々御用立候樣教練可被致候。委細之儀は町奉行。御勘定奉行へ可被談候事。右之通歩兵頭へ相達候間。得其意可被談候事。慶應二丙寅年八月八日。」歩卒徴集規則。今度御軍役人數割等被仰出候に付ては。新規歩卒抱入候向も可有之候處。當節物價騰貴之折柄に付。給金等過分之儀可申立哉も難計。抱入候主人々々之取扱方區々にては如何に付。此度町奉行所において。請負人頭取申付。別紙之通中渡候間召抱候輩は。其段相心得抱入候樣可被致候。右之通萬石以下之面々へ可被達候事(別紙省略)慶應二丙寅年十二月五日とあり。是れ平民より募りし兵なり。官軍が意外に其の精鋭を感じて。兵は武家に非れば不可なりとの妄見を排し。平民にても規律を教ふれば。强兵たるを得へきことを實驗したるは此の歩兵隊の精鋭なりしことなりと云ふ。又銃隊編制之達。此度御旗本之面々。都て銃隊に御編制相成候に付。戎服之儀も向後筒袖羽織陣股引と御定被仰出候間可被得其意候。就ては出火之節登城着服之儀も。來卯年正月より右戎服着用可被致候。但布衣以上羅紗紋白。布衣以下黑羅紗黑吳郎服連之內紋黃。御目見以下何品にても黑き色紋萠黃相用。何れも紋所は背へ一つ相付可申候。右之趣萬石以下之面々へ不漏樣可被達候。慶應二丙寅年十二月。〇銃卒竝金納之達。當八月被仰出候御軍役銃卒之儀。三千石以下之面々。兼て被仰出候高之銃卒差出組合相立。來正月十一日より稽古爲致。非常之節出張差支無之樣可被致候。但金納相願候ものは。銃卒一人に付金五拾兩之積を以年々可相納候。尤來る二十八日迄に御軍制掛へ可被届候。右之趣三千石以下之面々へ早々可被達候。同年九月二十六日。〇同上達三通(一)。萬石以下知行取之面々軍役之儀。慶安度御定も有之候得共。近年諸物價騰貴一同可爲難儀と思召。先般減少之上被仰出。海陸之兵隊專ら御世話有之候得共。今一層御擴張無之候ては難相成時勢無餘儀。今度慶安度御定之人數可差出旨可被仰出候處。御軍制一變之折柄。銘々知行高物成之半減爲軍役。十ヶ年之間金納被仰付候。上納割合等之儀は御勘定奉行へ可承合候。依之軍役金上納年限中。馬喰町を始め諸役所御貸附金都て無利足据置に被成下。寄合小普請之面々年限中役金上納をも御免被成下候旨被仰出之。但二百石未滿之もの共。此度被仰出候軍役金不及上納。是迄之通可被相心得候(二)。今度知行取之面々軍役金上納被仰出候に付。御切米取之面は。三千俵以上以下共是迄差出候銃卒之分。都而金納に被仰出候。尤唯今迄正人に而差出候分は。兼而相達候通。一人に付金五拾兩之割合を以可相納。金納之分は唯今迄之通相心得。委細之儀は御勘定奉行へ可被承合候。右之通御切米取之面々へ可被達候。

【軍隊組織】王朝の制は制度通に云く。本朝之制。凡兵士五人爲レ伍。十人爲レ火。五十人爲レ隊。有ニ騎兵隊一。有ニ歩兵隊一。隊有ニ隊正一人一。二隊有ニ一旅帥一統レ之。二旅有ニ一校尉一統レ之。總統レ之以ニ軍團一。有ニ大毅。少毅一。團有ニ三等一。本朝の軍制も。中國古來の法にならひ。五人爲レ伍より積あげて。十人を一火とす。それより五火を一隊とす。五十人組なり。隊正一人これを掌る。二隊を旅とす。百人組なり。旅帥一人是を掌る。二旅を校とす。二百人組なり。校尉一人是を掌る。この上を團として。團には團毅あり。人數の品によりて。上中下の三等あり。五百人以下の團にはたゞ毅一人あり。六百人以上には大毅。少毅各一人あり。千人に滿る時は。大毅一人。少毅二人あり。是は唐にて諸國に折衝府を置きて。人數によりて上中下の三等あり。其頭を果毅都尉と云を摸したるものなり。校尉。旅帥。隊正等の名はいつれも直に唐名を用るなり。

本朝軍團統轄圖

軍團　大軍統ニ兵千人一
大毅　一人
少毅　二人
主帳　一人
校尉　五人各統ニ二百人一
旅帥　十人各統ニ百人一
隊正　二十人各統ニ五十人一
火　十人
火　十人
火　十人
火　十人
火　十人

〇軍防令に云。凡兵士各爲ニ隊伍一。義解に謂。五十人爲レ隊也。五人爲レ伍也と。又令に云。凡兵士十人爲ニ一火一と。この外團旅のつもりのこと皆令にあらはる。考ふへし。〇又云。凡兵士各爲ニ隊伍一。便ニ弓馬一者爲ニ騎兵隊一。餘爲ニ歩兵隊一。本朝の軍團は。諸國の郡ごとに人數九百人より以上。千人までの備をこしらへて。常々には京へのぼりて皇城を宿衞し。又は邊防の處に行て戍となる。衞士防人といふ是なり。さて軍ごとあるときには。大將軍に從ふて。國々にさし向ふ。令に云。凡兵士向レ京者名ニ衞士一。守レ邊者名ニ防人一と是なり。軍團の設は。諸郡に是を置く。然れとも郡ごとに是あるとも見えす。郡によりて。或は置き。或は置かず。處々

の要害。土地の形勢によりて置かるゝなるべし。【動員命令】さて兵を發するとの二十人以上は關ある國は契を用ひ。他國は勅符を用ひ。引合せて是を發す。防人千人以上を發するには內舍人を遣はして發遣せしむ。征討三千人に滿る以上には。兵馬發する時分に。侍從を遣はして。勅を宣て慰勞す。別に武官を置かるゝこと見えず。三千人に滿るときは。將軍。副將軍。軍監。軍曹の官ありて是を統攝す。是に於て。はしめて一軍と云。軍に三等の別あり。五千人以上一萬人以上と人數の多少によりて。武官の員數同じからず。かくの如き軍を三つあはせたるを三軍とし て。大將軍一人あり。圖を下にあらはす。いつれも臨時の官にて常に置かるゝことなし。軍陣の時分にかくの如くに立たるものなり。

本朝行軍將官圖

軍	人數	將軍	副將軍	軍監	軍曹	錄事
三軍		大將軍一人				
軍	萬人以上	將軍一人	副將軍二人	軍監二人	軍曹四人	錄事四人
軍	九千人以下五千人以上	將軍一人	副將軍一人	軍監一人	軍曹四人	錄事二人
軍	四千人以下三千人以上	將軍一人	副將軍一人	軍監一人	軍曹二人	錄事二人

是も他の官の四分配當と同しきことにて。かみ。すけ。ぜう。さくわんに準す。故に軍曹錄事は佐官なり。令義解に云。軍曹者大主典也。錄事者少主典也と。是にてしるへし（本朝のいにしへ禮樂制度。もはら唐の制によりて增損斟酌すること。夫人之をしれり。今にいたるまで。律令にあらはるゝところ考へしるへし。しかれとも賦稅の法。唐に倣ひて。租庸調と分つことは明かにしりがたし。兵制の唐の府兵によりて損益することはもつともしれがたし。通典六典等にのすることその文甚繁多にして。にはかに會得しがたく。且本朝兵制の備りたるも。よほと年久しく。上世の事なるゆゑに。律令にあらはるゝところ明文ありといへとも。考へ合せがたきなるへし。よりて私に唐の律令の文により。參伍考訂彼此引あはせて說をなすことかくのごとし。源平の頃になりては。大將。侍大將。小組頭。次に士卒と云ふ階級なり。鈴錄に云く。騎兵。步兵。水兵。車兵の四つを以て。其土地を考へ。騎兵如何程。步兵如何程。或は車兵如何程。海邊ならば水兵如何程と料簡して設置くべし。是皆兵畧にあるとなれば。兼て其限量を如何程と定がたし。されども步兵は正兵。馬兵は奇兵なるゆゑ。孔明が八陣も正兵六十四陣に。奇兵二十四陣なれば。大抵は馬兵の數。步兵の三分一位なるべし。車兵は車一兩に車正一人。舵工一人。車推六人。其外は火器隊殺手隊の步兵にて。後に馬兵を備るとなれば。推して知るべきなり。かくの如く。兵の品を分けて。此上には人數の組樣を定むべし。當時兵家者流の說は。大形は五十騎一備とす。足輕は或五十或三十を一組とす。五十騎の組には小組頭兩人。各二十五騎宛分預る。謙信流には。五人を一伍として。其內一人を組陣の筆頭と云て。五十騎の組に鐵砲五十。弓三十。長柄四十。外十本。山路抔にて五十騎一まとひに成らぬ時は。武者五騎に鐵砲五挺。弓三張。長柄四本。外一本宛分けて。是にて分合自在の變をなすと云也。先五十騎一備にして小組頭兩人二十五騎宛分主ると云々（中畧）。又按するに。和軍に五十騎を一備とするを（侍五十騎の備に先鐵砲。次に弓。次に長柄。次に持鑓と定むるを諸流共に同じ）。只軍法者の說ばかりにて。戰國の時の實說に非るなり。其仔細は戰國の時の記錄。又物語にて考ふるに軍兵二十騎。三十騎。十四五騎預りたる士大將もあれば。五十騎一備と云をきこえざるとなり。戰國の時は。侍大將も其下の武士も知行所に居住して。土地のもより。又年來の由緖。又は人心の向背抔に依て。其士大將に預けたるをにて。强ちに五十騎一備と云とはなし。又僅に五十騎の兵にても。場所の見計らひによりて。二備にも三備にも分けて働たるをもありしなり。又當時は陪卒までも軍兵に用ひしゆゑ。二十騎と云も。何れも大身者ならば。小身者ばかりの五十騎。百騎より大備にもなるべきなり。今の軍法者は多くは陪卒は戰はぬものと覺え。又武士知行所をはなれて城下に集り居るゆゑ。是よりして五十騎一備と云を出來たるを知らぬ人は。昔より日本の軍法かくの如しと思へし」とあり。德川氏の時。軍時の編制は粗々之と同じ。而して平時の武家と稱する者も。皆兵士にして政事に關する事に至ても幕府諸侯共に武人をして執行せしめしなり。之を役方と云ふ。而して番方と稱するものは純粹の武官にして。其の目を舉ぐれば。大番。書院番。小性組。新番。小十人組。徒士。目役。押太鼓役。使番。持弓組。持筒組。鐵砲百人組（甲賀。根來。伊賀。二十五騎の四組に別る）。先手組（弓。鐵砲組に分る）。小普請組（休職の如し）。寄合組（同上）。旗奉行。槍奉行。八王子千人同心。鐵砲玉藥奉行。鐵砲簞笥奉行。鐵砲方。大筒役。裏門切手番。西丸裏門番。西丸切手門番頭。玄關番。中ノ門番。長屋門番。御納戶口番。表火ノ番。二ノ丸同。西丸同。定火消役。火事場見廻役。盜賊火附改。船手組等あり。又地方に駐在する者は。京都所司代。二條城在番。同定番。同鐵砲奉行。禁裏附。伏見奉行。大阪城代。同定番。同在番。同加番。

同目附。同船手。同鐵砲奉行。同弓矢奉行。同具足奉行。駿府城代。同加番。同定番。同目附。同武具奉行。甲府勤番支配。長崎奉行。浦賀奉行（後下田奉行）。山田奉行。日光奉行。奈良奉行。堺奉行。新潟奉行。佐渡奉行。諸國の郡代。代官などあり。時々の改廢等は各〻其條下に就て見るべし。又幕府の末海防其他の必要に依り置きたる職には。箱館奉行。講武所奉行。軍艦奉行。神奈川奉行。京都守護職。京都見廻役。陸軍總裁。海軍總裁（後奉行と改む）。武具奉行。倉庫奉行。製鐵所奉行などを置きたり。」嘉永の末。外艦の來航したりしより。日本古來の兵制にては外國軍に敵し能はさるを知り。西洋風の兵式を練習することゝなり。文久二年其の組織も大に改更せられ。陸軍。海軍（カイグム。リクグム參看）を置く。德川禁令考に云く。【陸軍奉行】支配向。陸軍奉行並支配組頭。陸軍奉行並支配世話取扱。陸軍奉行並組世話役等とす。累代武鑑に。文久二年新規とあり。其列員は同年十二月任する大關肥後守已下。慶應二年六月任する小笠原筑後守まて十名あり。同年十月に至り。講武所を陸軍所と改稱して。此奉行の管轄と爲す。意ふに此際吏員も移屬すへし。然るに累代武鑑。慶應武鑑其跡詳ならす。且つ官司職務の達書類諸記之を見す。獨り軍事諸奉行への總令を得たり。行文簡なりと雖も。晩節の情狀を畧知すへし。文久三已亥年八月三日。軍事諸奉行（陸軍奉行。騎兵奉行。歩兵奉行）へ總令。御兵備之儀。方今之急務に付而は。鐵砲諸器械玉藥御貯等に至迄。取計方御委任被成候。細事は伺に不及。海陸御備向掛之面々申談取計。其段書面を以申聞候樣。可被致候。尤御入用筋に關係致し候儀は。御勘定奉行同吟味役えも申談。取計候積相心得。御兵備御嚴整相成候樣。厚可被心得候事。八月（引書御書付留）。【騎兵奉行】累代武鑑に載せす。按に。文久二年軍制改革の際に。與力總隊より抽て。騎兵を團結す。其頭頭を置き。尋て奉行を擧く。慶應二年に其團兵を改め。幕下庶士の子弟彊健を編列し。騎兵隊と唱ふ。此頃佛國より教師を聘し。其學を傳習す。奉行と頭は前制の如くして。其部を統轄せしむ。云々。初め騎兵頭と稱す。後改めたるなり。【砲兵頭】累代武鑑には之を載せす。按に。此職は文久二年改革の際に設く。其始は大砲組之頭と云ふ。後に砲兵頭と改唱す。慶應年中隊士の變由。及び佛人に就て傳習の件は尙騎兵の如し。【歩兵奉行】累代武鑑に文久二年新規とあり。此隊は旗本士族采邑より出す。兵賦の壯彊を編制して。歩兵組と唱ふ。其詳は第四卷軍役の項に收る。兵賦の達書に辨致す。且此組慶應年間。銃隊攻戰の法を教師佛人に傳習して。軍容嚴裝を增す。奉行へ委任の狀は。前に揭る連署の總令書を以て知るへし。

但其司職の令條を存せす云々。支配に歩兵頭。歩兵差圖役あり。【銃隊奉行】慶應二年十月銃隊編制の達に。此度御旗本之面々。都而銃隊に御編制被仰出候とあり。其奉行を置く。此頃にあらん。後ち慶應三年の官名班列書には。之を除て奥詰銃隊あり。憶ふに此隊を編列してより奉行の稱謂は歇む歟。當時の令條を今存せす。然れとも其始め銃隊を編制するは右達書を以て確證とす。銃隊頭。首卷此官を脫す。按に。銃隊頭は慶應二年十一月の職班に奉行に次て記す。是れに依れは。此官も又奉行と同時に置くものとす。又慶應三年の職班に奥詰銃隊頭の官あり。蓋し此隊は將軍近側の衞士なり（以上禁令考）。

【新徵組】官制沿革略史に云。文久二年十二月草莽の士を募集し。其取締を置く。鵜殿鳩翁を以て之に充つ。在職手當として資給米三百俵を與ふ。同三年四月募集の士を撰で新徵組と稱し。隊伍を編制し。取締を改めて支配と稱す。鵜殿の外松平上總之助。中條金之助等を以て之に充つ。此後兇暴無賴の徒多く此組に加はり。擯夷の資金と稱して富家を脅迫し。其資を横奪するに至れるを以て。元治元年五月此組を廢せりとあり。嘉永明治年間錄に云く。文久三年二月二十六日。諸士家祿に依て。騎隊歩隊を命す。先達て被仰出候通り。御軍制御改正に付。御番方の向。騎兵二隊の御組立。劍槍二術を以て。御馬前御守衞被仰付候に付ては。五百石以上の分騎隊。五百石以下の分は歩隊に御定相成候。尤も五百石以上千石以下の者にても。知行所瘠地の者且御藏米取の者も從來困窮等無據次第にて。事實馬飼置候儀差支候者有之候はゞ。當分の内。歩隊へ御組入可相成候間。得其意。平常藝術調練等修行致候樣。世話可被致候。委細の儀は。陸軍奉行。御軍制掛り御目附へ可被爲談候。德川氏の末。各〻蘭式の操練を用ひしが。慶應元年幕府佛國士官を聘して。佛式の教練を傳習す。三十年史に云く。我國に駐在する佛蘭西國公使ロセス。頗る政府の信用を得て。過般横須賀造船所建築の工事を依托せられ。工師ウエルニーを呼迎へ。機械取建の事を始め。諸事を監督せしむ。於是我か吏人も屢公使に引合談判せしに。慶應元年征長之事起るを聞き。公使左の書面を差出し。竊に忠告する所あり。以て當時の兵制を知るべし。曰く【陸軍隊伍之事】陸軍は歩騎砲の三兵なり。」歩兵に輕重の別あり。」重兵は槍銃を携へ。リザマン之隊とす。」一リザマンは三拔隊龍なり。」拔隊龍は八部に分つ。毎部百人。故にバタイロンは八百人。一リザマンは二千四百人なり。」扨リザマン之大將はコロ子ルにして。其下にバタイロン頭三人あり。バタイロン之一部は各一人之カピテンを以て將とす。一人の甲比丹之

下に。ヨトナン一人。ヨトナン並兩人あり。又其下セルジャンマヂョール。又其下は一人のチリエー（勘定役）。又其下兩人のセルシヤン。又其の下は八人之カポルにして。其餘悉く戰卒なり。」重兵は戰に臨み。何の用をなす。或は排列して敵を塹め。或は方壘して敵騎を防き。或は砲彈を守り。或は糧食を護す。」輕兵はミニエーを持。サーブルを着す。一千人を以てバタイロンとせり。此兵は前進して戰を挑む。故に輕大砲兵を以て是を助く。」騎兵も又分て輕重の二種とす。」重騎は甲冑あり。敵の重兵を攻擊し。專敵兵方壘之陣を衝突するを要す。」此兵や多くは唯平地廣野に於て用をなす。輕騎兵は斥候を第一とし。又敵の輕騎兵に抵り。又我か輕砲兵を扶くへし。敵を破るの後は。急に是を追て再ひ列を布くに暇あらさらしむ。」砲兵又三種あり。貯蓄砲兵。輕砲兵。山砲兵とす。」貯蓄兵は十二磅砲と榴彈砲を持す。」此砲兵は。バテレを以て分つ。一バテレは十二磅砲四門。十五磅砲二門。都合六門なり。毎門彈藥車ありて。更に加ふるに四車の貯蓄彈藥を有せり。」一バテレは凡百人の砲卒にして。其頭目はカピテン一人。ヨトナン四人。スベフシエー（下役の義）十二人なり。」砲兵は歩行し。砲車は六馬を以て一門を牽しむ。其前頭左邊の馬に一人の卒を乘らしむ。馬數は途の險易に依り。或は減し或は増す。輕砲兵の砲も。亦十二磅十五口磅の砲なり。唯其砲兵は皆彈藥箱車の上に乘せり。」指令使其外諸官員皆騎なり。」此隊は或は急に馳せて敵に迫り。或は我兵の弱き方に赴き救援し。又敵の重兵の堅固にして。破り難きを挫く爲とす。」時として此隊は。十二磅より小なる砲を用ゆるに利あり。」山砲兵は多く十五徑の破裂彈砲を用ゆ。其砲は車と共に馬にて運す。其バテレは亦六門あり。彈藥箱の形粗馬鞍に擬作し。駝行に便にす。」砲兵は五十人其内に役人あり（然る處當時十五磅の砲を不用。皆ナポレチン加農を用ゆ。此砲は四ポンドなり）。」當時大砲の製改まり。古時の砲は廢するに近し。輕重二部は十二磅ナポレチン。山砲兵は四ポンドなり。其故は古時の砲に比すれは。着彈四倍の力ある故なり。此砲は其中り甚細にして。筭と毫髮の違ひなし。故に諺に云古砲は砲なり。今砲は筭なり。其砲巣中に旋條あり。彈にも亦旋條あり。」陸軍一千人にして。此砲三門を用ゆる割合なり。若増加するも五門に不過。是より多けれは却て害あり。」最其大要とする處は合藥にあり。其遲遡により或は減し。或は増す。故に合藥は一倍に貯ふ。此度の役には大砲一門に付破裂八彈。碎丸は五十彈を用意すへし。」銃兵は一人に付。彈丸一千つゝ用意すへし。」大砲車轝は一門に付副十輛たるへし。其餘輪而已猶四十の數は用意すへし。鍛冶職も從行すへし。」【糧食之事】糧車を駕する馬。秣を駄する馬。布幕輜重を駄する馬。皆其居所は大砲兵の後なり。夜間陣中にありて休息するも亦然り。傷人。病人を運する仕方。前より講せさる可らず。」兵千人に外科醫三人を以定員とす。」戰鬪に臨みては。銃兵二人に付六十發の彈藥と。三日の糧とを持へし。行軍押前は敵に驟に攻められさる樣心懸くへし。故に萬一敵に遇へは。兵卒銘々戰處を知らざる可らす。」平野に進む時は圖の如く入へし。」山路を押行時は。可成丈兩傍の山上を輕騎兵を用て斥候となす。」此輕騎は毎日取換へ其勞を息はしむ。此輕騎は行軍より餘程先に進み。或は土人を擒し敵情を糺問すへし。」凡行軍は一日日本道五里なるへし。夏日は十時より四時迄休息す。」大將は平日行軍と共に押して。常に六軍の隊伍と陣處とを心付け檢すへし。」總軍押行には。一日に數度休息し。衆卒に遲速なからしむ。」【陣屋之事】凡て飲水と薪木の二品ある所を撰を要とす。」小丘なとありて四方開豁なる場を以て最上とす。」其陣營は圖の如し。」但其地理に因りて小改變あるへし。今其略を著す。」其土地を相するは大將の職なれば。毎泊細悉の地圖を製せしめ研究すへし。」大衞兵は日沒の後に居所を換へ。日間の處に異なるへし。其替る時は極靜穩にして。更に諠聒するなからしむへし。」若夜間に敵襲來すれは。棄番兵或は砲を鳴し。或は逃走し。外番兵に告ぐ。外番兵於是砲を發し。大衞兵に走り入る。大衞兵は敵兵と接し。且戰ひ且退く。此間に陣中にある兵士皆既に具り襲來の敵を殲すに足る。」【合戰之事】戰場は大將にて得と檢閱の上。取極めさるを不得。」可成は敵に接する時。彼の進に妨ありて。我の進むに碍りなきを得たりとす。」行軍の兩翼は成丈雙方の山際に張り。敵の迂道して我横を討を妨くへし。兩翼の進む傍の上には。バテレイの砲隊を成丈備ふへし。」退後の道は得と妨なき樣致し置へし。萬一味方敗走の爲なり。」日光の返射及ひ風雨の吹掛。都て方向を轉し。敵の面目に當る樣致すへし。」總軍一同に合戰に掛ること甚無用なり。大將坐所は高處にて。敵味方の總勢を見下す處なるへし。且左右常に怜悧敏捷の輕騎百人なるへし。急速令を傳ふる爲なり。」大將の言詞は。極めて簡極めて明にして。更に疑なき樣にすへし。譬へ心中に少く疑ありとも。言詞は直遂にして聞人更に疑はさる樣すべし。」合戰の捷を取る法は。常に敵背に出。或は横擊を妙とす。其法極めて靜穩に。輕騎を用ひ鬪ふへし。敵より放砲するとも。我より應砲せす。直に進むへし。敵より防きの兵出れは。我も亦跡より歩兵を出す。」大將は極めて敵陣の動靜を察し。機に應する事肝要なり。」敵を敗る功は。多くは騎兵と大砲とにあり。」大將の近傍に極めて驍勇の兵士

を備へ置き。常に動し用ゆる事を不得。得と見極め。十分に勝を取る唯此一時にあると決する節。速に操出し。非常の全効を見るへし。」大砲は敵に奪はれさる樣常に掛念す。故に重騎兵。重步兵必是を守護す。」最要とする處は。我か銃兵既に敵と接戰し。銘々所携の彈藥既に乏く。打銃の勞少し衰るを見は。速に新手を入替ふへし。是兵家今日の要務なり。去とて一人六十發の外。身に着る事不能。又六十發に達して。兵も既に倦み疲るれはなり。」【手負手當之事】輕騎を散布し置き。手負を見は速に引戻すへし。且つ兼て馬も數頭用意し。其時の需に給すへし。」傷人置場は。大砲の跡。敵の砲の不及所にあるへし。彈藥置場の近傍なるへし。

右は大畧の定法なれは。殊により膠泥すへからす。乍去成丈此法に寄るへし。」ボナパルテ、ナポレチン。軍術の極は敵の仕方を看破して。我の情形を看破せられざる樣心懸る事第一なり。」右は總軍布置の要言なり。凡大兵を動すに當たり。敵の一方を攻んと欲せは。敵の總兵を此一處に聚るやう仕掛へし。若各處を攻擊せんと欲せは。我の兵を分け。見積りの上勢を分け。敵をして其虛實を探知せさらしむへし。如此すれは敵甚心を勞し。自ら弱に赴くなり。是により此度長州の戰討を。先つ其近傍の港に五六千人の步兵を備へ。或は下の關。或は周防。彼をして其何れに出るやを知らさらしめは。彼必徒に心を勞せん。愈事始るの時は。步兵は船を以て運送し。敵背の地を襲ひ。取て是に屯營し。軍艦は直に萩城を襲ふへし。其船大砲遠に達するものなけれは。唯海路を隔斷して。敵の糧船援兵船又は外國商船の武器等を送る者を妨へし。是をブロキイスと云ふ。」我察するに一方萩を攻め。一方下の關を攻め。大兵陸路直に衝けは。長賊猖獗さながら見るが如くならん。」【軍情】我惟ふに。攻賊の術務て賊の必死を期せさる樣仕向へし。賊も一門眷族臣下極て多し。故に悉皆不許を知れは。其必死の心狂者の如くならん。故に務めて離心せしめ。免恕を謀る樣仕向けへし。故に未戰の前に先つ使者を遣し。大膳へ一人。一門へ一人。又臣下へ一人遣すへし。皆別使なるへし。若時日を移し貨幣の費あるも。決て妨碍なし。仔細は古名將の云。軍戰三要あり。第一金幣。第二金幣。第三金幣と云へり。」今憶見には。長を未た攻めさる日にあたり。先大君京師へ朝し。帝の意を滿悅せしめ。且其守衞を嚴にし。然る後出陣ありたし。此最要の事件。大君閣老既に御承知之事なると察する故。我敢て布陳せす。之を憚れはなり。京師を安し。大君の腹心の兵にて警衞すへし。大君敵境に臨む日に。檄文を出すへし。右之意味を此度の戰爭我か國內の亂なり。故に我甚た之を嫌ひ厭ふ。乍併逆臣の爲。無據此擧に及へり。故に來降謝罪の者は。必前過を忘れ。前日の如く取用んと。此の檄既に行はれ。又使者等の事あり。」又分兵三道攻入の形をなし。京師既に守衞の法立は。惟ふに必血を見すして勝を制する事あるへし。」○征長之儀に付各國公使へ被遣候書翰案。政府是迄極めて寬裕の心を以て長藩を待し。天下之大兵を動かさゝる樣工夫せしに。長藩。大君の可尊と。國民之可憂とを不顧。愈逆意を逞し。迷を執て不回。故に此處無レ據大君政府兵力を用ひ。屈服せしむる事に成行たり。乍併實に是は痛心の事なれ共。長藩に悔悟の心なけれは。此逆賊を助け。密に交通する事なきを承知安心したり。故に前日。外商船けれは。家名廢棄せさるを不得。幸に我國各國と和親懇睦既に久し長州へ入寄。武器を逆藩に鬻くの風聞あれとも。我は不信。萬一右等の事實ありとも。唯商人射利の擧にして。固より其政府にて不承知の事と存すれは。其許にも其心を體し。嚴重に被取計。固より各國政府我政府と結盟し。我政府と共に長久に盟詞の意を依遵し。其理を誤るなき樣。我も亦盟を守る意十分なれは。其許も此條約を不破樣用意せよ。長逆一戰敗滅に及はゝ。惟ふに餘類恐らく入海寇賊となるも難計。夫に寄此度我國軍艦平日所用の外。用る所の旗號を示すなれは。此印を不用異國形の船々は。砲碎擊討不苦候。唯其乘組人數は。我か政府に相渡されよ。右旗號の雛形は。內密其海軍各船將に被相渡度候」とあり。以上佛國公使の公文書也。」又慶應二年十月二十三日。遊擊隊を置く(槍術方與詰。同講武所詰。遊擊隊仰付られ。此後講武所劍術師範役名御廢止。遊擊隊頭被仰付。其餘諸場所より御人々有之」とあり。後には幕臣のみに限らずして。市井無賴の徒をも步兵に編入せしと見え。官軍と會津白河にて戰ひて死せし步兵中には滿身に刺文したるものなどあり。官軍の將校之を見て。兵は訓練にありて。種族の如何に拘らず。無賴の民も訓練すれば良兵卒となるを見れば。西洋各國が民兵の制を採るも。我か國の士族を養ふよりも便なるを曉るべしと云へりとぞ。明治革新後は。徵兵の制度を立られしが(委しくは其本條に讓る)。明治九年西南戰爭には。徵募巡查を募りて之を拔刀隊に編制したり。此他義勇兵を募りしをなし。明治以後陸海兩軍を分ち。又邏卒を置て兵士及び人民の風紀を糺す。後邏卒は其の勢力衰へしかば。別に巡查を置きて之に代らしめ。後又巡查の力兵士を制するに足らさるを以て。更に憲兵を置けり。

明治三十一年元帥府を置かれ。是まで天皇を元帥と稱せしを。改めて大元帥と稱せられ。元帥は大將を以て之に任す(ゲムスヰフ參看)。以て天皇の軍事の最高顧問とす。又參謀本部は明治七年十二月始めて置き條例を定められ。爾後追加改正等あ

ヘイセ

り。二十一年五月。勅令第二十四號を以て參謀本部條例を廢され。參軍官制を定められ。二十二年三月。勅令第二十五號を以て參軍參謀本部條例を廢し。更に參謀本部條例を定められ。其後明治三十二年一月。勅令第一號にて改正さる。即ち參謀本部は國防及び用兵を學るところにて。總長は陸軍大將又は中將にて親補し。天皇に直隷して帷幄の軍務を參畫するにありとす。鎭守府。軍團。陸軍。海軍。軍艦。憲兵等を參看すべし。

【勤務】大寶の制は軍防令に云く。凡兵士各爲二隊伍一。便二弓馬一者爲二騎兵隊一。餘爲二步兵隊一。主帥以上當色統領不レ得二參雜一。」凡兵士簡點之次。皆令二比近團割一不レ得二隔越一。其應二點入一レ軍者同戶之內每二三丁一取二一丁一。」凡兵士以上皆造二歷名簿二通一並顯二征防遠使處所一。仍注二貧富上中下三等一。一通留レ國一通每年附二朝集使一送二兵部一。若有二差行一及二上番一。國司據レ簿以レ次差遣。其衛士防人還レ鄉之日並免二國內上番一。衛士一年。防人三年。」凡兵衛使還者經二三番以上一免二一番一。若欲レ上者聽。」凡差二兵士一充二衛士防人一者。父子兄弟不レ得二併遣一。若祖父母父母老疾合レ侍家無二兼丁一不レ在二衛士及防人限一。」凡征行。大將以下有下遭二父母喪一者上。皆待二征還一然後告發。」凡士卒病患。及在レ陣被レ傷。皆遣レ醫療。軍監以下親自臨視。」凡大將出レ征。克捷以後。諸軍未レ散之前。即須下對レ衆詳定二勳功一。並錄三軍行以來有レ所二克捷一及二諸資用軍人兵馬甲仗見在損失一。大將以下連署軍還之日。軍監以下。錄事以上各赴二本司一勾勘訖然後放還上。」凡非レ因二簡點次一者不レ得二輙取レ人入レ軍及放レ人出一レ軍。其詐冒入レ軍。被レ認入レ賤。乃有レ蔭令レ出レ軍者。勘當有レ實皆申二兵部一聽レ出レ軍。在レ軍者年滿二六十一免二軍役一。雖レ未レ滿二六十一。身弱長病不レ供二軍役一者。亦聽二簡出一。」凡兵衛每レ至二考滿一。兵部校練。隨二文武所能一。具爲二等級一。申レ官堪レ理二時務一者。量レ才處分。其年六十以上。皆免二兵衛一。即雖レ未レ滿二六十一。若有二尫弱長病不一レ堪二宿衛一。及任二郡司一者。本府錄レ狀。並身送二兵部一。檢覆知レ實。奏聞放出。」凡行軍兵士以上。若有二身病及死者一。行軍具錄二隨身資財一。付二本鄉人一將還。其屍者當處燒埋。但副將軍以上將還二本土一。」凡兵士上番者。向レ京一年。向レ防三年。不レ計二行程一。」凡衛士者中分一日上。一日下。謂無二事故一日者每二下日一即令下於二當府一教中習弓馬一用レ刀弄レ槍及發レ弩拋上レ石。至二午時一各放還。仍本府試練知二其進不一即非二別勅一者不レ得二雜使一。」凡兵士向レ京者名二衛士一。火別取二白丁五人一。充二火頭一。守レ邊者名二防人一。」凡城隍崩頽者。役二兵士一修理。若兵士少者。聽下役二隨近人夫一遂二閑月一修理上。其崩頽過多交闕。守固者隨即修理。役訖具錄申二太政官一。所レ役人夫。皆不レ得レ過二十日一。」凡置レ關應二守固一者。並置二配兵士一分レ番上下。其三關者設二鼓吹軍器一。國司分當二守固一。所レ配兵士之數依二別式一。」凡番使出入。傳二送囚徒及軍物一。須二人防援一。皆量差二所在兵士一遞送とあり。又羽倉考に。【兵士差發事】職員令曰。兵部省。卿一人。掌下差二發兵士一事上。義解謂。差二遣衛士防人一及征討也。依二軍防令一。差二兵二十人以上一者。須二契勅一。即此省勘二錄應レ發之國並人數一申レ官。官即奏聞下二契勅一。但差二衛士防人一者。省直下二符於國一。更不レ申レ官也。」軍防令。凡差二兵二十人以上一者。須二契勅一。始合二差發一。義解謂。有二關國須契一。餘國皆須二勅符一。」兵士を差に輕重あり。衛士防人等を差すをは。恒例の事にて輕き故に。大勢を差す事なれども。兵部省より其差ところの國司へ符を下すなり。征討する所ありて差ことは。臨時の事にて重き故に。二十人以上に及べば。勅符關契等を其差す處の國司へ下すなり。十九人以下を差すは苟且の追捕の爲なるべし。是は事小なるが故に。衛士防人を差に准して。兵部より符を下すへし。續日本紀。寶龜十一年七月癸未。勅曰。今爲レ討二逆虜一。調二發坂東軍士一。限二來九月五日一。並赴二集陸奧國多賀城一。其所レ須軍粮宜二申レ官送一。兵集有レ期。粮餽難レ繼。仍量二路便近一。割二下總國糒六千斛。常陸國一萬斛一。限二來八月二十日以前一。運二輸軍所一。」三代實錄。元慶二年四月二十八日。勅二符陸奧國一曰。得二出羽國今月十九日奏狀一偁。狄寇未レ平。戎士多殁。請二援兵彼國一已及二五度一。而多經二旬日一。未レ有二來救一。孤城拒守。事變難レ測者。今如二來奏一。甚似二惰慢一。假有二當府之不虞一。何忘二隣境之危急一。宜下早差二發兵二千人一。應レ機奔救。齊レ心同レ力撲中掃妖氣上。若重稽引。國有二嚴刑一。速施二破竹之勢一。勿レ貽二反水之悔一。又勅二符上野下野兩國一曰。得二出羽國奏一。已知二凶類氣盛一。殺二略良民一。鼠竊發レ狂猿戾無レ已。不レ加二利刃一。何懲二逆心一。宜下國各發二二千兵一。日夜赴救。表裏合レ勢。腹背攻擊上。凡隣境之義。實須二相援一。況於二國賊一。何不二共討一。若致二遲留一。論レ之如レ律。亦其所レ發之士。各備二路粮一。便遣二國司目已上一人。史生若品官一人一。押二領其事一。以二此一擧之兵一。早成二萬全之計一。勅を以て兵を差すところ。畧此の如し。此等の勅符を其國司へ下すなり。

其以後出兵命に關する規程未だ考へず。外寇は勿論。國に反者あれば。幕府の兵は勿論近傍の諸侯に命じて之を討たしむ。通例の奉行の書面にして。將軍の直書などは無かりしなるべし。明治以後戒厳令の制定あり。始めて出兵の規定明かなり。

【糧食】ヒヤウラウに見ゆ。ケイゴデム參看。

【兵裝】服制及武器其他の事。令義解に。凡兵士每レ火。紺布幕一口。著レ裏。銅盆。小釜

隨レ得二口。鍪一具。剉碓一具。斧一具。小斧一具。鑿一具。鎌二張。鉗一具。每二五十人一火鑚一具。熟艾一斤。手鋸一具。每レ人弓一張。弓弦袋一口。副弦二條。征箭五十隻。胡籙一具。太刀一口。刀子一枚。礪石一枚。藺帽一枚。飯袋一口。水桶一口。鹽桶一口。脛巾一具。鞋一兩。皆令二自備一。不レ可二闕少一。行軍之日自盡將去。若上番年唯將二人別戎具一自外不レ須。」凡弩手起二教習一及二征行一。不レ須レ科二其弓箭一。」凡軍團每二一隊一。定二强壯者二人一分二充弩手一。均分入レ番。」凡軍團各置二鼓二面。大角二口。小角四口一。通用兵士分レ番教習。」兵家紀聞例言に。軍防令に。兵士人別の戎具と云ふは。弓一張云云。乃十四品なり。是は一人別に自分の力を以て儲蓄せしむ。然此外に幕一口。銅瓮小釜いつれにても二口。鍬一具。剉碓一具。斧一具。小斧一具。鑿一具。鎌二張。鉗一具。駄馬六疋は兵士十人にて是を用意し。火鑚一具。熟艾一斤。手鋸一具は五十人にて是を備ふる由介胄は官庫に安置し。歲に一度曝涼し。修理すべきは官に申てよと云ふは。官物なるを知べし。但軍防令頒れける大寶元年辛丑の前。文武天皇三年己亥九月辛未詔に。正大貳(天武天皇十四年に定られし爵位に正位四階。直位四階。勤位四階。務位四階。追位四階。進位四階とに大廣有を以て。諸臣の位四十八階也。正大貳は正位八階の第三に當れは三位に准すへきか)已下無位已上者は人別に。弓矢。甲桙及び兵馬を備へしめ。京畿同しく儲しむとあるは。有位の人の上にして。無位の兵士とは異なるならん。世鏡抄(序は西園寺右大臣公藤公。跋は東山左大臣義政公)に。百貫領主馬一疋もつ也。食物三十四貫。不慮十貫。中間三人二十貫。客物二十貫。十貫。我物六貫。遊の料とあり。中間三人とは甲持。敷皮持。張替弓持なり。是一騎に三人の中間を連る定と知へし。然は百騎には中間三百人(主ともに四百人)。千騎には三千人。萬には三萬人と云へし。是當時の人數積也(軍陣隨兵共に同し)。又晴の時は。右一敷皮。右二太刀持。左一甲持。左二張替弓持。次に馬と四人連也(是今鑓狹箱若黨草履取の類也)。此中間の料三人分。二十貫と云は。一人は六貫六百六十六文に當る(享德元年大會寺竪義日記に。四斗一升四合)。餅米五百文と有て。次文に米一斗百十一文と見ゆ。然れは六貫六百六十六文に米六石を買べし。但此時の一石は今の九斗六升なれは。六石は今の五石七斗六升なり。是れ中間一人の祿と知るへし。百貫文の米九十石なり。今の八十六石四斗許に當る。即與力の祿の出所と知るべし)。其裝束黑直垂口結して。胴丸を着。金の張て色繪たる刀を佩き(刀許にて太刀なし。是中間一刀の證なり)。烏帽子足半を履すべしと。隨兵次第に見えしにて知るべし」とあり。猶封建時代。武官の戰時に供給すべき人馬物品の義務負擔額はグムヤクの部に見ゆ。參看すべし。

ヘイソク　幣束。(ヌサ。ニギテを見よ)

ヘイタイ　兵隊。(ヘイセイ。リクグムを見よ)

ヘイヂノラム　平治之亂とは。二條天皇の平治元年に。藤原信賴後白河上皇に嬖せらる。其近衞大將たらんとを望むや。藤原通憲(信西)上皇を諫て之を止む。信賴之を銜み。病と稱して朝せず。時に源義朝保元の戰功を論ずるに及て。賞。平清盛に如かず。且清盛の通憲に因緣して漸く勢力を張るを嫉みしかば。信賴。義朝と結び。清盛の熊野に詣でし虛に乘じて。兵を起し大内を圍み。上皇を一本御書所に遷し。信賴自から大臣大將となり。義朝を播磨守とし。從四位に叙す。通憲は走りて石堂山に匿れたりしが。遂に捕へられて殺さる。清盛この變を聞き。其子重盛と京師に還り。惟方。經宗等と謀を合せ。天皇を六波羅の第に迎へ。上皇も亦逃れて仁和寺に幸す。清盛即ち勅を奉じ。重盛をして大内を攻めしむ。信賴。義朝等遂に本據を失ひ。進みて六波羅を攻めしが。克たずして義朝は東國に走り。尾張野間に於て家臣長田忠致が爲に殺され。信賴は捕へられて斬られたり。

ヘイモム　閉門。(キムシムを見よ)

ヘウサウ　表裝。一に表具といふ。書畫を裝飾し又は保存する方法にて。之を職とするものを表具師とも。經師屋ともいふ。支那には裝潢匠といふより近來間々同職の看板に裝潢匠としるすもあり。經師屋とは名の如く經卷を作る工人にて。佛教傳來以後寫經盛んに行はれ隨て之が工人を要したるは勿論にて。經師の名はこれに基く。今は京都は經師屋と表具屋の別を存するもあり。さて表裝すべき書畫は掛物。卷物。扁額其他書譜帖。屏風。襖等一ならず。隨て其寸法等方法も亦一ならずと雖。こゝには其一二を記すべし。【掛物】明治三十四年三月中時事新報に表裝雜說を撮載せり。專ら宋代の表裝を說たるものなるが。掛物の表裝に付ては參考とすべきものあり。【掛物表裝の名所】に付ては佛式眞褾袖衣の式を揭げたり。支那の名稱はこゝにある上又は天を上褾と云ひ。地又は下を下褾といひ。中の上を上引首といひ。中の下を下引首といひ。風帶を驚燕とも又は經帶ともいふ。驚燕は燕の掛物を汚すを防くの用にして。一に掛燕とも燕怕紙とも云。日本には其用なく。今は唯裝飾となり。附風帶といつて形ばかりに存するとになれり。さて掛物に一文字を用るにつき同說に云。【一文字】は宋の式にはなく。我東山時代に初て茶人珠光の

定たる者。又之に風帶と同質の切れ地を用ゐるもこの人の好みなりと傳ふ。これ一文字は粧飾上の才に富るわが國人の創意也。一文字を缺く支那にては風帶に用ゐる切れと中に用ゐる切れと同質のものになす。此式を我國にては中風帶といひ。珠光式と共に疾くより行はれ居れりとあり。【寸法】表具の寸法等は自ら一定あり。茶掛の表具には墨跡紙の内を八つ割にすとか又は六割にして。其一を標準に寸法を立つる等茶匠等の秘訣自ら定りありと雖。普通には絹の寸尺等自ら定まりあり。且床間も大小一定なせば。寸尺も自ら一定の法あり。其他切れ地の配色。軸の選定なぞ亦自ら一定す。又直軸(タテモノ)。横披(ヨコモノ)。單條(ホソモノ)。斗方(カクモノ)等の製もこれに隨ひ自ら一定し居れど。今は普通には直軸行はる。左圖は佛表裝なるが。今日普通行はるゝ直軸の圖及寸法を示すべし。普通直軸は幅尺五。尺八のもの行はるれば。こゝには尺八につきての寸法を示すべし。

風帶
上又は天
中の上
右の縁又は柱
左の縁又は柱
一文字の上
本紙
中の廻し
一文字の廻し
一文字の下
中の下
下又は地

風帶七分半
上一尺五寸
中五寸
一文字一寸三分
中二寸五分
一文字八分
中二寸五分
下九分
軸一寸

以上は幅尺八寸竪四尺五寸の絹地につきての割合にて。無論上下及び中は地質を異にし。風帶一文字は地質を同ふす。これを普通掛物の正式とし。雙幅又は三幅對等は皆な同じ。此外文人幅一に支那表裝といふものは中。一文字。風帶等なく。すべて同質の切れを用ゐ。縁を用ふ。茶掛といふは所謂茶人掛にて其製一ならず。【幢補。輪補】世に傳ふる相阿彌相傳の表具書に據るに。一文字。中縁。共に廻るを幢補式。一文字あつて中縁の細く回るを輪補式とす」とあり。又一書に。幢補は一文字を廻さずして(是れは行の幢補式か。前の表具書に據れば眞は矢張廻すなり)。常の如く中を廻し。兩脇を中の下と同じ幅にして。廻したる上下は常の如くなるをいふ。輪補は一文字常の如く。中を上と下とは常の如き幅にして。兩脇のまはしを幅四五分にして廻し。上下は常の如くなるをいふ」とあり。これ等のことは亦東山時代の茶式と共に定められしものとの説もありと。時事の雜説にしるせり。扁額には別に寸法なく。すべて中の書畫の大小に據るものなればこゝに省く。

ヘウハフ 兵法。(ヘイガクを見よ)

ヘウリウニム 漂流人の取扱方に付て。古昔別に法文のあるを知らず。各〻薪水食料を給して送還せしものなり。德川氏の初。耶蘇教の亂ありてより。外

國との交通を禁じたるが。德川氏の末西洋の來て我が國を覬覦するを憂ひ。文政八年二月。外國船の海岸に來るものは之を擊拂はしむ。事は外交の部に見えたり。天保十三年七月。此の令を改め。漂流者は從前の如く薪水食料を給して送還せしむ。其我邦人の彼に漂到し。彼邦人の我に漂着したる等の事例は。滋ければ此に之を省略す。明治元年。朝鮮國漂流人取扱規則（六年第二條改正）を定め。同三年二月。不開港規則難船救助心得方を定め。四年。太政官第百九十七號を以て。外國船漂着の節取扱方を再定（六年太政官第二百八十三號を以て一部改正）し。五年。太政官五月二十八日付を以て。朝鮮國漂民取扱方の儀に付長崎縣へ達あり。七年。太政官第百三十四號達を以て。朝鮮國船漂着の節費用支給の規則を定め。八年四月。第六十六號布告を以て。內國船難破及漂流物取扱規則を定め。九年。太政官第百十號達を以て。朝鮮國人民漂着の節處分規則を改正し。十年八月。第五十五號を以て。船難報告並船難證書授受手續を定め。十六年一月十日。大藏省番外を以て。外國船難破及漂到に係る費用繰換交付金償還金納方を達せらる。明治二十二年八月。外務省令第二號を以て。漂民經費償還法の內。原主に屬する償還手續を定められ。船隻を救護し。貨物を打撈するの費用は。該船貨を以て原主に還附する時原主より數に照して償還す可し。若し其時原主通貨を所持せされは該船貨を賣却し。其代價を以て之を償還するか。又は直に該船貨を交附して償還に充つ可し。但船貨交附の場合に於て不足あるも船貨悉皆を交附するに止め。其餘を追徵するを得すと定め。爾後明治三十二年三月。法律第九十五號を以て。水難救護法を公布し。其施行期日は勅令を以て定むることゝし。同時より明治四年四月二十二日外國船漂着の節取扱方を廢止することゝなりたり。天保十四卯年八月。觸書には。日本人之內外國へ漂流致候もの共。手寄次第唐阿蘭陀之內へ受取可連越候。其外之國々より連越候とも不受取旨。此度在留之かぴたんへ申渡。外國之もの共へも爲致通達候。右に付而者。向後唐阿蘭陀之外國々之もの共若漂流人可連渡候儀有之候とも。決而受取申間敷候。一外國之船何れ之浦々へ乘寄候とも。去寅年相觸候通り。薪水食料等乞候はゝ。其廉而已用辨致し遣。早々出帆爲致候樣。取計可申候。右之外都而去寅年相達置候通り。可心得候。右之趣萬石以上。以下領分海邊有之面々へ不洩樣。可相觸候。八月。町年寄役所。（鎌倉橫町南側代地御觸留）。其他安政條約等に於ても。他國人民の我國の近海に於て。海難に遭遇するものゝ救護。及ひ薪水石炭の積入を條約せざるものなし。而して之を收容したる地方に於ては成るへく最寄の領事。コンサルに送致すへきことゝせること。概れグツイカウ（外交）の部を見べし。而して今日外國に漂流せる人民に付ては。各國相互に國際法の通則に從ふて相救助し。其要したる費用は其所有貨物を以て之を賠償し。不足あるときは一時之を立て替へ。其本國政府に通牒請求するか。若くは相互に其救助國の負擔とする等。一に各國の協商に任す。蓋し古へは自國民にあらさるものは生殺與奪任意なりし爲め。特に條約を以て之を約束するの必要ありしも。今日諸國家は國際法の原則たる人類共同主義を認むるにより。特約の必要なきなり。

ヘウヱフ　兵衛府。（コノヱフを見よ）

ベカカウ　べかかうは。嬉遊笑覽に云く。大鏡の五卷花山院御綸のをを申す處。あて。御ゐあそばしたりしさま。けゞあり云々。たかんなの皮を男のをよびをにいれて。めかゝうゐて。ちごをおどせば。かほあかめて。ゆゝゐうおぢたるかたとあり。めかゝうは目眩うにや。今いふべかゝうなり。其義は。指にて目皮の下をひきて。赤き處をいだすわざなれば。目赤うの訛りともいふべけれど。非なり。後世は物を請ふを否と云に。目の皮を指にて引て。べカとも。べイともいふ。されどこれも近時よりのをにもあらず。牛井卜養落髮千句「くれもせぬ花一枝を所望して。のぞいてみればべいか紅梅」是くれもせず。べかゝうゐたるなり。正三道人の因果物語（三）町の且那べか犬をつれて來れりとあり。べか狗は。其面めかゝうゐたらん樣に目の赤き犬なるべし。續山井（寛文七年撰）。「折る人にべかかうといへいぬさくら。友靜」。此句上にいへるべか犬をいへり。又後撰夷曲集「所望する一えをくれぬのみならず。この目むきつゝあべか紅梅。正友」。見聞集の跋に。或時は顏をゐかめて。かがうしとおとせども問やまず。又籠耳といふ草子に。小兒の啼を止る時。むくりこくり鬼が來るといふこと。後宇多院弘安四年。北條時宗が執權の時。元の世祖せめ來る。元は蒙古なれば鬼がくるとは夷賊を云なり。蒙古國裏といふをのいひ誤りなり（筠庭云。此說わろし蒙古（ムクリ）高句麗（コクリ）の二賊をいふなり。吾吟我集に「鬼ぐるみわがそこないて手の皮を。むくりこくりと身は成にけり」）顏をゐかめて。かごトといふは。大和國元興寺の鬼の事。本朝文粹に見えたり。又手をくみ顏にあて。手々甲といひて。小兒をおどす事もあり。予が幼き時。乳母どもが姑獲鳥（ウブメ）が來るといへば。身にしみて恐ろしき夜多かりし云々あり。行風が古今夷曲集の序。土佐の手々甲大和の元興寺といへり。さてこれらの手々甲は。即大鏡のめかゝなると。籠耳草子に手をくみ顏にあてとあるにてゐるし。又土佐といふは。彼處（カシコ）に元興寺の如き古事あるにも

あらず。唯邊鄙の國なれば。鬼あるやうにいひ傳へしならん(おもふに。目に錢をあて〻さる戯れする事もあれば。錢元興(ぜにか)といひしにや。もと手をあて〻するをなれば。手々甲と書たりと見ゆ)。今も土佐國の小兒。手々甲といふことをするはいたく違へり。人をおどすわざにはあらで。小兒集り。互に手をくみ合せ。手の甲を互に打ながら。「向ひ河原でかわらけ燒は。五皿六皿七皿八皿八皿めにおくれてづでんどつさり。それこそ鬼よ。簑着て。笠きて。來るものが鬼よ」と。是をいひつゝ手の甲を打なり。その終にあたる者を鬼と定む。これいづくにてもする鬼定めなり(思ふに皿かぞへの化もの〻諺は是らより出たるか。諸國里人談に。世に知ところの皿屋敷のをいひて。其古井の跡。麴町の内にあり。又雲州にも播州にもあり。何れ一所眞なる所あらんと云り。今も番町さらやしきと云には播州とまがひ易く。必誤りあるとしるし。本よりさらやしきは家居もなきさら地の屋敷を云し。これに附會して。皿を破りし女の怪談を設しなるべし。因に云。これとはうらうへの物がたりにて。然も寔錄なるべし。加藤左馬介嘉明南京燒の皿十枚秘藏なりしを近く召仕ふもの取落して破りければ。恐れて籠り居る由を聞て。呼出しあやまちは誰もあるものなり。苦しからず。破れ殘りたる皿を持來れとて。自ら悉く打破。此皿殘りたらんには何の年何某が破りしと其者の名もいはんをよからず。我毛頭怒りてかくするに非ずとて。其後は器物を愛せられずとかや)。後撰夷曲集。「節分の豆なやうにと名付子は。それこそ鬼をかなぼうしなれ」(ばん州池田氏是誰)。手々甲は名のみにして。其實を失へり。手々甲の如く聞ゆれども。さにあらず。是はてんかうをかくいへるなり。てんかうは手業なるべし。てゝんかうといへり。松の葉永閑ぶし。「くわんくわつ一休にけゝらけいあんてゝんがう」とあり。又物など乞ふを否とてうけがはぬにも。べかかうするとあり。

ペスト　黑死病。(コクシビヤウを見よ)

ヘソノヲ　臍緒。(タムジヤウを見よ)

ヘチマ　絲瓜。和訓栞。へちま絲瓜をいふ。へちものといふなるへし。或は蠻名にや。俗諺拘忌をいとふに。へちまの皮といふ。又浴に用ひて垢を去れり。古き狂歌に「心にはへちまの皮を絕すなよ。うき世の垢をあらはんかため」。長崎へちまと稱するは極て長大なり。なかへちまともいへり。」信濃にとうといふ絲瓜の略なり。薩州になかうりといふ。或說にとうりといふより。へちまと名くとは。いろはのへとちとの間也といへり。

ベツカフ　鼈甲。(クシを見よ)

ベツクワ　別火は。神祇に奉る火を別に燧り出し。神に奉仕するもの。飲食を調ずる火を別にして。精齋するを別火といふ。和訓栞に。經行の婦人。火を別にするをいふ」といへり。火の穢を忌むは。神代よりの風なり。和事始に。伊弉冉尊かくれ玉ひしかば。伊弉諾尊おひつきてあひ玉ふに。よもつひくひせりと宣ふ。故に伊弉諾尊きたなしとて歸り玉ふ。是世の人同火を忌事の起り也。纂疏に云。水火は是天生の物にして。染淨を分事なしといへども。物によりて穢る。故に炊爨の物を食はざるのみ」といへり。今も村落田舍にて。村人とも神祠などに日を期して集り。別火とて其處にて。炊爨飲食することあり。これ古風の遺れるなるべし。出雲大社に。別火と稱する祠官あり。もと財氏にて。物部十市根の大連の後胤にや。鑰を守る職也。

ベツソク　別足とは。雉子のもゝをいふ。古昔大饗杯には。雉子を賞翫し。殊にもゝの所をわけてたふときものにせり。貞丈雜記に。雉子の足を別足と云ならはす事。禁野の雉子より起れり。雉子の足に限り。今に別足と云なり。禁野とは河内國交野に禁野と云所あり。天子の御狩し給ふ地也。此いはれにて。雉子のもゝをば別足と名付て。賞翫する事古實也」といへり。なほ委しくは宴會の條食法の下見合すべし。

ベツタウ　別當といふ稱。和訓栞に。別は別家の別の如し。當は專當。勾當の當の如しといへり。大學に別當あり。淳和奬學兩院に別當あり。檢非違使竝に藏人所等に別當あり。すべて其事務を專當するの重職なり。これより轉訛して。別當といふ俗語あり。用捨箱に。神宮寺の類を總て別當と稱するは。誰々も知る如く。その神を守傅くの義なり。それより轉て。俗語の別當は我まゝにあつかひ。ほしいまゝに物など喰ふをいへり。童の背神なんどに果子やうの物を備へ。それを取おろして喰を。お別當をするといふ是なり。夏の夕に飛來る青色の虫を。夕顔別當といふも。夕顔の花のなかへくゞりいり。我もの顏にふるまふ故の名なり。北越にて。蝶をさかべつたうといふ所あるよし。近年發販して。世におこなはるゝ雪譜に見えたり。按するに伊丹發句合(享保十九年刻)才麿翁の判の詞に。蕎麥の花は蜂の酒といふ諺あり。是に對見れば。蝶がほしいまゝに花の露を吸さまの。酒をのむに似たる故。酒別當と名づけしやうにおもはる。又蝗を實盛といふも。原は稻別當などいひしを。坂東の農民長井別當の名高きより。戯れに實盛と隱語のやうにいひたる

が。遂に諸國へわたりしにはあらずや。古の遊女の別當。今もいふ廐の別當も。此の俗語に近し。守傳くの義にては聞え難き歟（昔の馬屋の別當は今いふ馬役の類なり）」と見えたり。【御厨子所別當】内藏寮頭補レ之。【兩院の別當の事】淳和院弉學院といふを。さま〳〵いひのゝしろ人は。此兩院の別當といふは職なり。別當といふは惣司といふと也。是は源家の氏族の學文する所を淳和院。弉學院といふなり。結構成職にて。久我殿御代々。此別當にておはしける。然所に尊氏卿の孫准三后太政大臣義滿公の御時。久我相國具通公永く此職を將軍家へ進せられしより此かた。公方の職となりぬ。是源氏の棟梁長者とも申なり。兩院の別當は源家公武の御頭と申事也。（官位訓）」

ベツタライチ　べつたら市。（エビスカウを見よ）

ベニ　燕脂。和名抄云。經粉。釋名云經粉（閉邇）經赤也。染使レ赤所三以著二頰也。」和訓栞云。べに燕脂をいふ。延丹（ヘニ）の義也。紅花をのべたる也云々。」嬉遊笑覽に。本草を考るに。燕脂に四種あり。時珍云。一種云三紅藍花汁一染二胡粉一而成。蘇鶚演義。所謂燕脂云々。出二西方一。中國謂二之紅藍一。以二染粉一。爲二婦人面色一者也。また同條附方に。坏子臙脂とある是なり。經粉はこれなるべし。然らば今いふかたべにに。胡粉を雜へたるものなり。胡粉とは粉錫の一名にて（京おしろいなり）。畵家に用るとは異なり（畵家にごふんと云は蛤粉なり）。べには和漢ともに。古へ面の色を粧ふ具にして。今の如く。唇に塗ことはなかりしと見ゆ。さればこそ粉をくわへたんめれ。源氏（常夏）近江の君のことをいふ處。べにといふものいとあからかにつけて。かみけづりつくろひ給へりと有も。顏を粧ひしなり。道興准后の廻國雜記。べにが谷をとほりて。けはひ坂をこゆとて「顏にぬるべにが谷よりうつりきて。早くもこゆるけはひ坂かな」。守武千句「いとゞだに貌の赤かる人なれや。ほゝさきのみかべにさへもうし」。漢土に。天子諸侯の媵妾月事ある者は。丹を面に注て其しるしとす是を的といふ。其後月事にもよらず。これを面粧とすと。輟畊錄などに見えたり。學齋佔僤に。鳳州道迹山の一洞より出たる古鏡の銘文の中に。當眉寫翠。對レ臉傳レ紅と有しとなむ」とあり。契沖曰。閉と保と通ず。頰丹乎。」此說によれば閉邇は頰に著るより。出し名なりと見ゆ。されど。べにといふは。のべにの上略なるべし。さて往昔は頰にべにを色どりし風俗のこと。猶安齋隨筆に。頰紅予が弱年の時。享保の比までは婦人の顏を粧ふに。ほゝべにと云ひて。白粉をぬりて後。べにと白粉を交て薄紅色にしてそれを頰に付て端を散したり。如此すれば顏色麗しく見ゆ。元文の初め比より貴賤共にはゝべにを止て。白粉ばかりうすくぬり。或は白粉をぬらぬもあり。何故如此するぞと人に問ひたれば。遊女の粧ひを似せる也と云。今は大名高家の婦女も。皆此風也。風俗は上より下るべき事なるに。今は下より上へ昇る事に成りたり。今世の男女風俗は。皆賣妓俳優の風俗を學ぶ也。近年世に學文廢れて。世人好色利慾を事はらにし。輕薄放蕩に成りし故。風俗甚た賤しく成たり。此以後百年を經ば。いかやうにならんか。予が覺えて元文の初めより。漸々世の風俗も人情も甚た惡しく成りたり」など云へり。此事色芝居及び用捨箱等にも出づ。また嬉遊笑覽に。近頃は紅を濃くして。唇を青く光らせなどするは。何事ぞ。青き唇はなきものを。本色を失なへり。それゆゑ時勢粧を畵く者。女の唇を草の汁にて塗り。濃彩には綠青して彩りぬ。周の時に有しといふ黃眉墨粧あやしむべからす云々。胸におしろいつくろこと今こゝにては遊女のみならず。上下ともに女の常粧となれり。簑絨輪「釣らせて駕籠に辨當が乘。花摘よ花見女の骨牌紅粉。濃粧をいふなり」とあり。爪紅の事をまた同書に。爪紅とて爪の先に紅をさせども。爪を染るがもとなり。剪燈新話。四時詩。「要染纎纎紅指甲。金盆夜擣鳳仙花」。注に女子採レ花塗二指甲一。則如レ着二燕脂一。この脂甲を染ること。癸辛雜識集。その外か諸書にみゆ。この故に其花に。染指。透骨。指甲等の異名あり。廣東新語。有レ歡云。「指甲花連指甲草」。「大家染得春纎好」。大和本草に。鳳仙花女兒此花と酸漿草の葉をもみ合せて爪をそむと記せり。筑紫あたりには。其如くする故につまくれなゐと名付るなり。女郎花物語に。ふでつゝめとりたる指の先。そりかへりたるやうなるに。べにいたくさしたるは。むくつけくさへこそ見え侍れ。女鏡（慶安三年刻）。爪のきりやう。ふか爪好み給ふべからず。べにいかにもうすくさし給ふべし。女重寶記（元祿九年）。白粉にかぎらず。紅なども頰さき口びる爪さきにぬる事。うすうすとあるべし。こくあかきは賤しく茶屋のかゝにたとへたり。濃きにあかぬものは齒くろなり」といふ。また椿の花を取りて。頰に貼りつけ。遊び戲るゝことは。頰紅の遺風なるべし。用捨箱に。今の少女何にもあれ。花のちりたるを取て。頰あるひは額へ。唾にて押戲れをする事あり。是は頰紅をつけし頃。そのまなびをなしたるが。頰紅廢れて後も童あそびに殘りしにて。茄子の皮を口に含て。鐵漿をつけたるまなびをする類なり。花おふこ（享保十四年刻常陽撰）。「革足袋寶の歸る雁かれ。素流」。「頰紅も額も椿盛りにて。豆花」。「續淸鉋（延享二年刻）。「犬の尾の巴は木曾も花と愛す。千翁（不角事）」。「誰惚なまし椿頰べに。善角」椿の蓓頰紅に似たる

故。此戯れこの花に起りしなるべし。又水馴棹と題する集も千翁撰なり。中に「花待心それが金持」といふ句に「似合かと袖留前の茄子鐵漿」と附たるあり。椿頬紅。茄子鐵漿。なかしき對なり。さて頬紅のふるく見えたる事。漢には壽陽公主の梅花粧の事。和には菅家の幼き頃詠せ給ひしなりとて「梅の花べにの色にも似たるかなあこが顔にもつくべかりけり」といふを纈無名抄(延寶八年惟中著)に引たれども。此御歌の出所を知らざれば證とはなしがたかるべし。また同書に。夕陽の暉赤雲をあまがべにといふは。天の紅なり。又一種。女僧の尼の字を書べきあり。是は今絶たる童話ありて童謡にもうたひしやうにおもはる。今こゝろみに其童話を作りていはゞ。昔一人の尼あり。他所に隱し夫を持しが。ある時頬べにかいつけて粧ひ。彼隱し夫を待しを。尼の父母に告るものあり。親おどろきて。尼を叱り懲しゝといふ程の事なりしなるべし。節用集大全(延寶八年印本)阿行。尼紅粉注倭俗呼二赤色之雲一曰二尼紅粉一とあり。尼の字を書しは。彼童話に混じたるの誤なり。鷹筑波集(寛永十五年刻西武撰)。「親にしかられ迷惑やする」。「尼が頬につけたるべにをかいぬぐひ。日能」。崑山集(慶安四)六の卷。「はなまでも紅粉をつけたるあま栢榴。」重吉」。七の卷。「尼が紅つけて稲妻待夜かな。道清」。道清の句は天が紅なれども彼頬べにの事にとりなしたる故。尼の字を書しと必せり。慶安の頃まではこの童話のありし證とすべし。前にいひし如く踊り小歌の安宅は何によりて綴りたる歟。「尼がべにつけてとゝやかゝにいはうよ。いふたら大事かそつてくりよ。坊主々々大坊主」とある。此事をいひし古き童話なる事明なり。必ず出所あるべけれど未レ考。

へビ 蛇の種類勝て數ふべからず。其大要は本草に見えしが。多識篇には金蛇(古加爾倍美)。銀蛇(志呂加爾倍美)。水蛇(美豆倍美)。蝮蛇(久和波美)等を擧ぐ。其脱殻を蛇衣蛇殼又龍子衣と稱す。其蛻るは時なし。但し不淨を着れば即ち蛻く。或は大飽しても又蛻くと。蘇頌圖經に見えたれど。俳句等には之れを五月の季に加ふ。又蛇は春の彼岸に穴を出て。秋の彼岸に穴に入るといふ俗説あり。所謂蛇穴に入るといふは是れなり。彼の月令廣義の仲秋月雷始收レ聲。蟄蟲坏レ戸云々とあるに基くものなるべし。

へムガク 扁額は。漢土の風にならひしものにて。神社殿門佛字等に額を懸るは。中古以來のことなり。和訓栞云。がく。扁榜を額と稱するは。九代實錄。東鑑に見ゆ。佛祖統記に。宋太平興國二年。賜二天下無名寺額一といへり。額は懸といふ。打といふべからさるよし。徒然草に見ゆ。」著聞集云。大内十二門の額。南面三門が弘法大師。西面三門は大内記小野義材。北の三門は但馬守橘逸勢各〻勅を承て乖露の點をくだしけり。東面三門は嵯峨天皇かゝせおはしましける。まことにや。道風この大師のかゝせ給たる額を見て難じていひける。美福門は田廣し。朱雀門は米雀門と略額につくりてあざけり侍ける程に。やがて中風して手わなゝきて。手跡も異やうに成にけり。かゝるためしおそれられけるにや。寛弘年に行成卿。美福門の額の字を修飾すべきよし宣旨を蒙りける時は。弘法大師の尊像の御前に。香花の具をさゝげて。驚覺して祭文をよまれけり。件の文は江以言ぞ書たりける。恐拘レ辭二明詔之朝章一。今蒙二明詔一而欲レ下レ墨。則疑有レ黷二聖跡冥鑑一。更憚二聖跡一而將レ閣レ筆。亦恐拘レ辭二明詔之朝章一。進退惟レ心。胡尾失レ歩。伏乞尊像示二以許否一。若可レ許可レ請者。尋二痕跡一而添二粉墨一。若不レ許不レ請者。隨二形勢一而廻二思慮一。王事靡レ盬。盍レ鑑二於此尙饗一。とぞかゝれて侍りける。此門とも或は燒失し。あるひは顚倒しては。わづかに安嘉待賢門のみぞ侍りける。實にや此安嘉門の額は。むかし人をとりけるおそろしかりける事かな。」閑窓隨筆云。殿門に額をかくるは。我國中頃より異國の法にならへるなり。神社の鳥居に額をかくる事になりたり。鳥居に額柱といふは額をかくる杜也。後世は額をかけぬ鳥居にも。額柱をもうけたるやうになりたり。伊勢兩宮の鳥居に額柱のなきは。新義をもちひざるゆゑなり。」東牖子云。額をうつ事。今世のごとく猥に民間になき事也と。先師原田翁は申されき。扨書法を尋ねしに曰。額は庶民などの書かぬが法也。しかし時宜によれば認へしとて。有增書法を傳へられはべりぬ。勿論凡下の者額を書せば必落款すべし。勅額及兩宮持明院家入木の御家には。落欵遊ばされずとかや教へ申されき。東都にて先年關源内額に神號を書れしとき。名及印迄落款せられしか。みな人嘲りしが。却て關思恭は書法を知る人なれば如斯かなど見えたり。もと額は門戸にかくるものにて。室内に懸るものにはあらず。しかるを近來座敷などに懸るは。其故實を知らさるなり。去れども。裝飾の一となれば。強ち害するに足らず。

ベムケイサウ 景天。和名以岐久佐。俗に云ふ辨慶草なり。本草に景天極めて種ゑ易し。枝を折りて土中に置く。澆漑旬日便ち生するなり。二月苗を生ず。脆き莖微赤黃色を帶ぶ。高さ一二尺。之れを折れば汁あり。葉淡綠色にて光澤あり。柔にして小さく。中に黑子あり粟粒の如し。人皆盆に盛りて屋上に養ふといふ火を避くべし。故に鎭火草の名あり。按するに景天佛甲草に似て大なり。これを折取りて檐間に倒に懸くるに日を經て凋ます。後地に栽うるに又活すること馬齒莧に勝

れり。蓋し辨慶は源義經の家臣にして。女童相傳へて强勢の士とす。故に相比して之れを名く。以岐久佐(イキクサ)も亦活るの字訓か云々」と和漢三才圖會に見ゆ。

ベムゴシ　辯護士は。もと代言人と名つけ訴訟本人の委任を受け。之に代りて。訴答をなすを業とす。嚮さに德川幕府の時。公事師と呼ふものあり。是即ち詞訟を代言するものをいへり。尋て明治維新に及て。亦訴訟代言を以て。營業とせしものありしが。同九年に至り。政府は更に代言人規則を設け。原告被告の別なく。代言せしむるとを許されたり。爾後同十三年に復た代言人規則を改正せらる。今明治六年以降代言人に關する布達を下に揭く。「明治六年七月十七日布告第二百四十七號原告人の情願に由り。代言人をして代言せしむるとを許す。」被告人の代言人を用ゆるも亦其情願に任すも必す本人自ら同伴して訟廷に出席し。其結局は本人より決答をなすへし。同七年十月八日司法省達甲九號代言人裁判官に對し。尊敬を缺き。譴責を受けしときは。其事件に付代言人たるを得す。」代言人裁判官を罵るときは。本律を科するの後。三月より多からさる時間。代言人となりて裁判所へ出るとを得す。」同九年二月二十二日(司法省甲第一號)布達に。今般代言人規則別紙の通り相設候條來る四月一日より以後は。右規則通り免許を經ざる者へ代言相賴み候儀は不相成候旨布達す。但四月一日以後代言人無之。且本人疾病事故にて不得已場合に於は其至親(父子兄弟又は叔姪)の內之に代り。至親無之者は區戶長の證書を以て相當の代人を出す。「【代言人規則】第一條。凡代言人たらんとする者は先專ら代言を行んと欲する裁判所を示したる願書を記し。所管地方官の檢査を乞ふべし。地方官之を檢査するの後狀を具して司法省に出し。其許す可き者は司法卿之れに免許狀を下付す。」第二條。代言人を檢査するは左之件々に照す可し。」一。布告布達沿革の概略に通する者。」二。刑律の概略に通する者。」三。現今裁判上手續の概略に通する者。」四。本人品行竝履歷如何。」第三條。免許を與ふべからざる者左の如し。」一。懲役一年以上實決の刑に處せられし者。」二。身代限の處分を受けし者。」三其地方內に定まりたる住居あらざる者。」四。官職ある者但准官吏たるも亦同。」五。諸官員華士族及商家其他一般の雇人たる者。」第四條。既に免許を與ふれば之を司法省竝各裁判所の代言人名表に登載す。但免許狀を得たる者は必す該裁判所々在の地大區內に住居すべし。」第五條。免許狀を得たる者は免許料として金拾圓を司法省に納めしむ。但免許は一年を以て限りとす。若し引續其職務を行はんと欲する者は滿期の節更に免許を受くべし。」第六條。代言人代言を爲すは必ずしも同管轄の者に限らす。都て雙方の協議に任すべし。但免許せられたる該裁判所の外は代言を得すと雖。其或は控訴院等にて從前手續を以て他の裁判所より上等裁判所に出るか如きは此限に非ず。」第七條。代言人より訴訟本人に對し不正不實の諮あるときは。本人より何時にても裁判所へ其由を屆けたる上にて代言人を辭し。更に他の代言人をして代言せしむるを得。」第八條。代言人は訟廷に於て其訴答往復書中の趣意を辨明し裁判官の問に答ふるものとす。若し辯論端緒を失し訴訟の本旨を紊亂し裁判の妨碍となる時は。裁判官之を制止するを得べし。」第九條。若し訴答書中遺漏の件ある時は更に書取を差出さしめたる上に非れば。代言人其事を辨明する事を得す。」第十條。裁判官の許可を得るに非されは。訟廷上原被雙方互に辯論するを得す。」第十一條。告達諸規則の事に付裁判官に向て旨趣を陳述するを得へしと雖も。其是非及ひ立法の原旨を議論するを得す。」第十二條。代言人疾病事故ありて本日出席する能はされば必ず裁判所へ其旨を可屆出。若し代言人故無く出頭せずして聽訟延期する時は。訴訟本人の爲め竝相手方の爲めに延期より生したる費用を償はしむへし。」第十三條。代言人の謝金は代言人其訴訟本人と協議を以て其高を預定する者とす。」第十四條。一。訟廷に於て國法を誹議し。及ひ官吏を侵凌する者。」二。訟廷に於て憶縶詐僞の辯を爲す者。」三。相手方を惡言凌罵し。其面目名譽を汚す者。」四。謝金を前收し。又は過當の謝金を貪る者。」五。他人の貸借取引等の詞訟を買取り。自己の利を圖る者。」六。詞訟を教唆する者。」七。故らに時日を遷延して訴訟本人の妨害を爲す者。」右の如き者は其輕重を量り。裁判官直ちに之を罰するを得る罰目左の如し。」一。譴責。」二。停業(一月以上一年以下)。」三。除名(三年を經し後に非ざれは復た代言人たるを許さす)。但し其罪重き者は法律に依て處斷し。本條罰目と併せ科するを妨けす。尤も第三條第一項に觸るゝものは更に代言人たるを許さす。」第十五條。此規則に揭くる所の者は他の法律成規に相觸るゝことなし。」同十三年五月十三日(同省甲第一號)布達に。明治九年當省甲第一號代言人規則左之通改正候條此旨布達候事。但該規則に牴觸する從前の布達は總て廢止たる可し。代言人規則。第一款【總則】」第一條。代言人は法令に於て代言を許されたる詞訟に付て。原告又は被告の委任を受け其代言を爲す者とす。」第二條。代言の業を爲さんと欲する者は。第四款に揭くる所の手續に依り。定式の試驗を經て。司法卿の免許を受く可し。」第三條。免許を受けし代言人は。大審院及ひ諸裁判所に於て代言を爲すを得。」第四條。代言の免許を得る能はさる者左の如し。」一。未丁年

ヘムコ

者。」二。身代限りの處分を受け未た辨償の義務を終へさる者。」三。盜罪詐僞罪に付刑を受けたる者。」四。國事犯を除くの外。懲役竝に禁獄一年以上の刑を受けたる者。」五。官吏准官吏及ひ公使の雇人。」第五條。免許を受けし者は必す第二款に揭くる所の代言人の組合に入りて其規則を遵守す可し。若し一時他管に出て代言を爲すときは其地組合の規則を守る可し。」第六條。代言人新に免許を受けし時。及ひ他の地に轉住せんと欲する時は。其業を爲す所の裁判所及ひ檢事(檢事なき地は檢事の職務を攝行する者以下之に倣ふ)。竝に議會長に其旨を屆け。廢業の時は免許狀を檢事に返納す可し。」第七條。代言免許は滿一年(月を以て算ふ)を以て限とし。免許料は金拾圓とす。其業を繼續せんと欲する者は每年免許料を納む可し。既に納めたる免許料は廢業停業除名の時と雖とも。之を還付せす。」第八條。新規出願の者は免許狀を受る時。免許料を直ちに檢事に納む可し。」引續出願の者は必す免許期限の盡る前。願書に免許料を添へ。檢事に差出す可し。但右手續を爲したるときは。期限後に係り。未た免狀の下付有らさるも。其儘代言を爲すを得可し。」第九條。免許料を納めさるを以て免許を得す。又は期限前に於て引續願を爲さすして。免許の効を失ひし者。再ひ代言を爲さんと欲する時は。新規出願の手續に循ふ可し。」第十條。免許狀を紛失し又は氏名を改めし者は。更に免許狀下付の願を檢事に出す可し。」但願書の副本に檢事の檢印を受け置き。引替免許狀下付迄は之を以て免許代言人たるの證と爲す可し。」第十一條。代言を爲すには。必詞訟本人の委任狀を受く可し。」第十二條。代言人の懲罰は第三款に依て處分す可し。」第十三條。代言人の所業に因り生したる詞訟本人竝相手方關係人の損害は。其代言人に於て之れを償ふ可し。」第二款【議會】第十四條。代言人は各地方裁判所本支廳所轄每に一の組合を立て議會を設け。左の目的を以て規則を定め。契約を固くす可し。」但組合は各裁判區の廣狹遠近に依り。檢事の見計を以て。之を分合するとある可し。」一。互に風儀を矯正する事。」二。名譽を保存する事。」三。法律を研究する事。」四。誠實を以て本人の依賴に應する事。」五。强て本人の權利を捏造せさる事。」六。妄りに言詞を變改せさる事。」七。故なく時日を遷延せさる事。」八。相當謝金の額を定むる事。」但該規則は必す檢事の照閱を經可し。其改正增補も亦之に同し。」第十五條。組合每に會長一名。副會長一名。又は二名を每年第一次會に於て。投票の多數を以て定む可し。投票の數相均しき時は先きに免許を得たる者を以てし。其時日相同しき時は。長年の者を以て之に充つ可し。」第十六條。會長は議會の管理を爲し。副會長は會長を補助し。會長差支ある時は之か代理を爲す可し。其任期は各滿一年とす。」但每期投票多數を得る者と雖とも。其職務を繼續するは三期を以て限りとす。」第十七條。第二十二條に記載したる條件を犯す者ある時は。各代言人は之を會長に報告し。會長は之を檢事に告發す可し。」若し會長告發を遷延し。又は其所犯會長に係る時は。各代言人より直に檢事に告發す可し。」第十八條。議會を開くは每年二次を以て定例と爲し。其日數一次十五日を過くるを得す。若し已むを得さる場合に於て期日を延さんとするか。又は臨時會を開かんとする時は。必す檢事の認可を受く可し。」但其會費は各代言人に於て。之を擔當する者と爲す。」第十九條。會長は組合總員の名簿を作り。其本貫族籍住所年齡及ひ代言免許の年月日を記し。轉住廢業懲罰の事ある每に其旨を記す可し。」第二十條。議會中詞訟事件に付參會するを得さる場合に於ては。其旨を會長に屆出つ可し。」第二十一條。會長及ひ副會長と雖も。代言の職業に付ては一般の代言人と異るなし。第三款【懲罰】第二十二條。代言人左の條件を犯す時は。輕重を量り。第二十三條及ひ第二十四條に依て。懲罰す可し。」一。訟廷に於て現行の法律を誹議する者。」二。訟廷に於て。官吏に對し不敬の所業を爲す者。」三。訟廷に於て。相手方を凌辱罵詈したる者。」四。詞訟を教唆したる者。」五。證據と爲る可き者を捏造したる者。」六。他人の詞訟を買取り。自己の利を圖る者。」七。强て謝金を前收し。又は過當の謝金を貪りたる者。」八。故らに時日を遷延し。詞訟本人竝に相手方關係人の妨害を爲したる者。」九。議會組合の外。私に社を結び號を設け。營業を爲したる者。」十。議會に於て定めたる取締規則を犯したる者。」第二十三條。懲戒の目次左之如し。」一。譴責。」二。停業。」三。除名。」第二十四條。所犯法律に該る者は法律に依て處斷し。仍第二十三條の罰目を併科するとある可し。」第二十五條。譴責は止た呵責して業を停めす。停業は一月以上一年以下其業を停め。除名は代言人名簿の名を除き。三年を經るの後に非されは復た代言人たるを得す。若し其所犯の情狀重き者は終身之を許さす。第二十二條の懲罰を受けたる者ある時は其旨を裁判所の控所に揭示す可し。第四款。【出願】第二十六條。代言免許を願ふ者は第二十九條の書式に倣ひ願書を作り。現住戶長(又は區長)の奧印を受け。履歷書を添へ其所轄の檢事に差出し定式の試驗を受くへし。」第二十七條。出願定月。二月。八月。」各上半ケ月を以て限と爲す。」第二十八條。試驗の課目左の如し。」一。民事に關する法律。」二。刑事に關する法律。」三。訴訟の手續。」四。裁判に關する諸規則。」第二十九條。願書及ひ履歷書書式等は略す。」甲第貳號に。明治九年甲第一號

書同甲第四號を以て。詞訟代人の儀相達し置候處。今般代言人規則改正に付。右代人の儀左の通り可相心得。此旨布達候事。」詞訟に付。原被告又は引合人等疾病事故あり出頭し難き時。又免許代言人之なき歟。又は已むを得さるの事情ありて。代言人に代言を委託し難き場合に於ては。戸長又は區長の公證を以て親屬又は相當の者を代人と爲すを得。然れとも其代人たる者は。一事件を限り受任す可し。若し二件以上を受任し。又は詞訟を教唆し。私利を營む等の事ある時は。裁判官に於て直に其代人を停止す可し。」司法省明治九年二月第二十五號達【代言人取扱手續】第一條。代言の免許を願ふ者ある時は檢事(檢事なき地は檢事の職務を攝行する者)。其願書及ひ履歴書を査閲し。若し寄留にて履歴の顚末分明ならさる時は。本管に照會して取り調へたる上。之れを試驗し。一切の書類を纒め。司法卿に進達すへし。」第二條。試驗問題は出願定月前司法卿より。各地方の檢事に送付す。」第三條。檢事は司法卿より受くる所の問題を以て。出願定月の下半ヶ月間に試驗を行ふへし。」但し試場に法律書籍を携帶するも妨なし。其問題に之を許さゝる旨を記せし時は携帶を禁すべし。」第四條。免許狀は司法卿より檢事に送付し。檢事之を其本人に授與すへし。」第五條。大審院裁判所竝檢事に於ては代言人名簿を製し。年月日を詳にして左の件々を登錄すへし。」一。氏名身分住所年齡。」二。新規及引繼免許。」三。住所移轉姓名改換及ひ廢業免許狀紛失等。」四。懲罰。」第六條。代言人は總て其地の檢事にて監視し。代言人規則に照して之を取扱ふへし。若し犯則の者ある時は其處分を裁判官に求むへし。訟廷に於ての犯則は裁判官直ちに之を處分し。後ち檢事に通知すへし。」第七條。議會の規則は檢事之を認許し。其副本及ひ會長。副會長。組合人の氏名簿を司法卿に具申すへし。」第八條。代言人他の裁判所管內に轉住し。又は廢業する時は檢事より司法卿に上申すへし。尤廢業のときは其免許狀を返納すへし。」一第九條。免許狀紛失或は改名に係り。書換等にて更に下付を願出者ある時は檢事より司法卿へ上申し。其免許狀下付を得て。之を本人に授與すへし。」但右出願の時は其の願書の寫へ檢印をなして本人に與へ置くべし。」第十條。檢事は免許料を收領したる上にて。免許狀を本人に授與すへし。」第十一條。免許料は檢事之を取纒め。毎年五月十一月兩度に司法省へ納むへし。」第十二條。代言人の處刑懲罰は其都度檢事より之を司法卿に上申すへし。除名の時は其免許狀を褫奪して返納すへし。」第十三條。檢事は停業の罰を受けたるものゝ免許狀に。某年月日より某年月日まで停業したる旨を裏書し。檢印を爲して。之を本人に下付すへし。」同丙第九號。

【代言人規則布達の心得】現今代言免許期限中の者は其期限を終る迄。、免許狀引替に及はす。「尤期限中は改正免許狀を受たる者と同樣。大審院及ひ諸裁判所に於て代言するを得る者とす。」丙第拾號(府縣)今般甲第一號を以て。代言人規則改正相成候に付ては。右に關する事務は一切其府縣を管轄する地方裁判所の檢事へ引渡可申此旨相達候事。」但檢事無之地方は。檢事の職務を攝行する者に於て。可取扱儀と可相心得候事。」明治十三年十一月二十九日司法省丙第十六號達に。明治十二年五月司法省丙第十七號達左の通改正候條。此旨可相心得事。」文部省所轄東京大學法學部に於て。法律學卒業の者代言營業出願せしときは。明治十三年五月司法省甲第一號布達改正代言人規則第二十七條(出願期月)。第二十八條(試驗課目)に關せす。免許狀授與候條右出願の節は卒業免狀を檢査し。願書に其寫を添へ進達可致此旨相達候事。」但本文試驗に關する者の外。代言人規則に準據するは一般代言人と異なることなし。」第二節。【所屬代言人規則】明治十四年十二月二日司法省甲第八號布達。大審院諸裁判所々屬代言人規則別紙の通り相定め候條此旨布達候事。所屬代言人規則。」第一條。治罪法中所屬代言人と稱するは。大審院及ひ各裁判所々在の地に住居する免許代言人を云ふ。」第二條。裁判官の職權を以て選任したる代言人。辯護人は正當の事由を證明するにあらされは之を辭するとを得す。」第三條。代言又は辯護受任中は代言免許滿期に至り。引續營業せす。又は廢業すと雖も。該事件終結に至るまて其代言辯護を擔當すへし。」第四條。代言又は辯護受任中は他の訴訟事件を以て其任を闕くとを得す。」第五條。裁判官の職權を以て。代言人。辯護人を選任したる場合に於ても。其謝金は被告人之を擔當すへし。」總て謝金に付ては出訴するとを許さす。」第三節【代人規則】(明治六年六月十八日第二百十五號布告)。第一條。凡そ何人に限らす。已れの名義を以て。他人をして其事を代理せしむるの權ある可し。」但し本人幼年等にて其事理を辨し難きときは。其後見人及ひ親族の者協議の上。代人を任するを得へし。」第二條。凡そ他人の委任を受け。其事件を取扱ふ者は代人にして其事件を委任する者は本人なり。故に代人委任上の所行は本人の關係たるへし。」第三條。凡そ代人は心術正實にして二十一歲以上の者を撰む可し(明治九年第四十一號布告を以て滿二十歲を丁年と定む。故に此齡に至れは代人と爲るを得)。」第四條。代人は總理代人。部理代人の別あり。總理代人は其本人身上諸般の事務を代理する者にして。部理代人は特に其委任する部內の事務を代理するを得る者とす。」第五條。凡そ本人より代人を任し。他人と契約取引等を爲さん

と欲する時は。必す實印を押したる委任狀を與ふへし。」但し其家業を取扱ふ場所に於て通常の事務を取扱はしむるの類は。別段委任狀を與ふるに及はす。」第六條。委任狀は總理代人又は部理代人たるを。及び其委任したる權限を明白に記載す可し。」第七條。委任書式左の通(拙者拙者共)儀某の事件に付何誰を以て(總理代人。部理代人)と定め。拙者の名義にて。左の權限の事を代理爲致候事」。一何々の事(但權限の次第を分條に記載すべし)。右代理の委任狀仍て如件。年號何年何月何日。住所身分氏名印(後見人等は住所身分何誰の後見人何誰と記す可し)。第八條。代人を任するの期限は豫め規定し難きものと雖も。其本人幼弱疾病事故等にて。長く委任せんとするときは其地方に新聞紙あらは。之に記入せしめ。世上に公布す可し(以上現行法律規則全書)。右の外尙ほ代言人規則の改廢に係るものあり。即明治二十六年法律第七號を以て。辯護士法を定め。【資格及職務】辯護士は當事者の委任又は裁判所の命令に從ひ。通常裁判所に於て。法定の事務を行ふものにして。其資格は日本臣民にして民法上の能力を有する成年男子にして。司法大臣の定むる試驗(憲法。行政法。刑法。民法。商法。訴訟法。國際法)に及第するか。又は判檢事たる資格。法律學を修めたる法學博士。帝國大學法律科卒業生。舊東京大學法學部卒業生。司法省舊法律學校正則部卒業生。司法官試補たりしものは試驗なしに名簿の登錄を得。【權利職務】は署前の規定に同し。【監督及懲戒】地方裁判所管內每に辯護士會を設け。同會は地方裁判所檢事正の監督を受け。司法大臣の認可を經たる同會規を遵守し。同會則に違背したるものは。同會の申立により。管轄控訴院に於て。懲戒裁判を開き。其輕重により譴責若くは百圓以下の過料。一年以下の停職。若くは除名を行ふを得。

ヘムシニム　トリアツカヒ　變死人取扱に關する法規は。元文二巳年四月二十八日。一屋敷の內にて首縊。安藤對馬守樣。右に付。御屆左之通。今朝私屋敷廐の前。雪隱にて。三拾許の町人體の者。首縊相果居申候に付。吟味仕候處。五年以前召仕候中間文助と申者と相見え申候。文助儀。去る二十二日中間部屋え參り候て。段々不仕合にて。只今は宿も無之由咄候に付。無宿の者暫も難差置旨申聞。早々差返申候。右之通に御座候に付。文助召仕の者等え相尋候處。不埒者故只今は宿も不仕候由申候。此段御屆申上候。御差圖被成可被下候以上。」右御用番松平左近將監樣へ御屆。御日附松前主馬樣へ御屆候。同人吟味の所左之通。不埒者故只今は宿不仕旨申候。依て對馬守より。御用番松平左近將監樣へ御屆申候段。

申上候樣對馬守申付候以上。」安藤對馬守內相木小源太。【首縊】右者前同斷の趣御屆申候。御差圖無之內。手を附不申。其儘にて差置候。尤番人附置候て。犬なとのかゝり。疵等の附不申樣に可致事。又靑標紙に。倒死並捨物手負病人等有之を不訴出者。御仕置之事。」一。倒死並捨物等有之を押隱。於不訴出は。店借地借家主過料九貫文。五人組同三貫文。名主同五貫文。但地主家主五人組於不存は無構。在方も同斷。變死並手負候者を隱置不訴出。其外病人等隣町え於送り遣候ては。店借。地借。家主過料五貫文。五人組同三貫文。名主役儀取上過料五貫文。但右同斷。

ヘムジ　返辭のを。貞丈雜記に。人のよぶ時は。いらへする事(いらへとはへんじを云なり)。今はおいと云。又はへい抔と云。古は左樣にはいはざるなり。猿樂の狂言に。大名などが太郎冠者とよべば。はあといらへ云也。是は東山殿の時代の風俗を今に傳へたる也。又三儀一統に云。人をめすいらへは男は「よ」といらへ。女は「を」といらへ申也とあり。」後嵯峨院御好色の事を書たる。なるとの中將と云草紙に。家隆のむすめに宰相と云女房の詞に。人のめす御いらへには。男はよと申。女はをと申也とあり。公家にてはいらへの事を稱唯と云也。稱唯はへんしの事也。其詞はうゝと云也。又女はあと云也。又めのとの草紙に云。人のいらへの事は。上中下に。女房三つある物にて候。おや(親)。しう(主)のいらへは「を」と申。はうばい(傍輩)立あふなかはやとこたへ候。召仕ふものなどへはゑいと答へ候云々とあり。地方に依り。卑き者の貴き人に返事するにネイと云ふ所あり。(アムナイ參看)

ヘムシヤウ　變性とは。女子の陰具男根と變じ。全く其風采性質男子に變化する者をいふ。これ造化の作用にして。未た其の性理を究むる能はず。また男女兩性の陰具を備へたる者あり。俗にフタナリと云ふ。和名抄云。半月。內典云。五種不男。其五曰二半月一(俗訛云二波邇和利一)。或說云。一月三十日。其十五日爲レ男。十五日爲レ女之義也)。箋注云。廣本或說以下作下一云謂二其體男而不レ男。一月三十日。其陰十五日爲レ男。十五日爲レ女。名二半月一也上。按波邇和利蓋半割之義」と見ゆ。また倭漢三才圖會に。五雜俎を引きて晉惠帝のとき。京洛に半男女の事あり。さて變性の事は奇異雜談云。下野國足利學侶男根甚痒。頻以二熱湯一揩レ之。後縮成二陰戶一嫁二造酒家一生二二子一(此書は天文十年中村豐前守息所レ著也。此事四十年前にありと云ば明應年中なるべし)。又閑田耕筆にも。慶長年間一老僧弟子を携て。某所(今地名を遺忘す)に投宿す。其弟子僧一夜腹痛甚しく。朝に及び。男根沒入して爲二女根一。老僧せんかたなく其者を其家に托して去しに。漸々に顏貌身體も女の如くな

りて。終に其家の妻となり。子をも産せしと。女の男に化せしとは。近年江戶某の士の家婢にあり。めづらしきことにいひはやせしを。備中玉島近き邑(邑名失す)に姉妹年を隔て。ともに男に化せしを正しくしるよし。予相識る彼國の人の話也。是は田舍の事なれば人しらず。かゝれば聞ゆると聞えぬにこそあれ。世にあることにこそ。」また北窓瑣談に。寛政甲寅春備中國檜物屋の女子。松といへるは。一夜發熱して。變じて男子となる。年十七八歳なり。松之助と改名したるを。京都の人中山元倫折節備中に下り居て。見しと物語なり。」また續武江年表安政二年三月の條に。牛込若宮町淸五郎が店をかりて。酒を商ふ(居酒屋といふ者なり)。遠州屋又藏が娘さと。今年十五歳になりけるが。市谷田町一丁目なる手跡指南秀櫛堂某がもとへ奉公住してありしに。春の頃より男子に變ず。骨格容貌も全くの男子となり。里次郎と改む。とあり。去ればかやうの事もあるものと思はる。

ベムタウ 辨當。(ワリコを見よ)

ヘムツギ 偏續。へんつぎの事。淸少納言四云。なげしのしもに。火ちかくとりよせて。さし集ひて。へむをつく云々。源氏葵卷云。つれ／＼なる儘に。たゞこなたにて碁うち。へんつきなとし給ひつゝ。くらし給云々。又はし姫の卷に云。此君だちをもてあそび。やう／＼およつけたまへは。琴ならはし。碁うち。へんつきなと。はかなき遊ひわざにつけても。こゝろばえどもをみ奉り給ふに云々。」稱名院の說に。文字のつくりと篇とを分て。つくりをかくして。篇をもつて。何といふ文字と言あつるとあり。されど榮花(月の宴)。おほん物いみにて。つれ／＼におほしめさるゝ日なとは(醍醐帝の御事)おまへにめしいでゝ(女房たちを)。ご。すぐろくうたせ。へんをつがせ。いしなどりをせさせて御らんじなどしてぞおはしましければと見ゆ。このへんをつかせとあるは。文字の偏につくりをそへて。何の字となるを知ることゝ聞ゆれば。へんつぎはつくりをかくして云々の說は。非なるへし。後世文字合せとて作りたる骨牌ありしが。今は無し。蓋し同物なるへし。

ヘムニ 版位は。へんにとよみ。職員令に。(式部省)版位。義解曰。謂下朝賀及祭祀定二群臣竝百官列位一之版上也。」儀制令曰。凡版位。皇太子以下各方七寸厚五寸。題二書其品位一。竝漆字。義解曰。謂以レ漆書也。」貞丈云。版位は元日の朝賀大嘗會等の時。群臣百官庭上に列立する時。此處には何位の人立べしと云ふしるしに。板札に位の名を漆にて書て地に置く也。其處に其位の人列立する也(安齋隨筆)。

ヘムバイ 反閇。貞丈雜記云。反閇と云は神拜の時する事也。陰陽師の法也。三足の反閇。五足の反閇。九足の反閇などゝてあり。陰陽師に尋學ふべし。又閇酖とも書也。古代貴人出御の前に。必陰陽師をして反閇を行はしむる事舊記に見えたり。東鑑卷二十三。建保六年六月二十七日丁卯。晴。將軍家任二大將一御之間。爲二御拜賀一。參二鶴丘一給華(中略)。先出二御南面一。文章博士仲章朝臣(束帶)。上二御簾一。陰陽少允親職(束帶)。參二東寄間一。候二反閇一。陰陽權助忠尙(束帶)。入二廊根妻戶一。勤二御祓一云々。小笠原長秀記(世に三議一統と云)。人の起居動靜に五字の閇酖とてあるべく候(中略)。五字といふは。天武博亡烈なり。陰のかよひとは左よりふむべし。陽のかよひとは右より二足。是を天武平眼のあしとも云(下略)。我家傳來の書。旗縫口傳といふ書に云。へんばいふむ儀式。こへい(御幣)をもち。九字の文唱へ如此たるべし。唱る列めくる足の事云々。臨兵鬪者皆陣烈在前と云九字の文を唱ながら。左右の足を踏み運ぶ事を云也。前の長秀記に見えたる。天武博亡烈も此五字を唱へて足をふむなり。九字の反閇。七字の反閇。五字の反閇などゝ云事有とぞ。陰陽家にて知るべし。東鑑卷五十一。長弘三年十二月二十四日庚午。天晴。入レ夜雨降。今日評定衆等參二相州亭一。御產所竝御方違等事有二其沙汰一。召二陰陽師等一被レ尋二面々異見一(中畧)。晴義申云。當二閉坏八座方一。在二其憚一云々。按するに古書は文字に拘らず記す事多し。されば閇坏も反閇も。同事なるべきか。閇坏八座と云は惡き方角と見えたり。其惡き方角をふみ破る呪禁の方術を行ふ事を。反閇をふむと云なるべきか。將軍家など出行の前には。反閇を行ふ事は。惡き方角をふみ破る呪禁なるべきにや。」近ごろ澁谷啓藏反閇の考あり。朝家の儀式に反閇と謂ふ事あり。下學集態藝門。行幸御幸の次に之を載せ。注して曰く。反閇。天子出御之時。陰陽家所レ行也。又謂二之禹步一也。字又閇酖門坏に作り。和訓栞に之を倍の部に收めヘンバイと讀めり。貞丈雜記に云々(前に出す)。吾妻鏡要目集成に云。反閇は安倍家の秘法也。邪氣を反覆して禁し。閉塞して正氣を迎へ。幸の先を開くことなり。」余按するに以上の諸說に據れは。反閇とは呪禁の類にして。其禹步と謂ひ(荀子非相篇に禹跳湯偏と云とあり。禹步とは蓋し跰踏の足節をいふ)。五字を唱へて足をふむと謂ふ。孰れも踏跰して以て不祥を厭勝するなり。但し諸說唯本朝の事例を擧け。未た異邦の書に徵するに及はす。曾て說文を閱するに。車部軷字下云。出將レ有レ事二於道一。必先告二其神一。立レ壇四通。封レ茅以依レ神爲レ軷。旣祭犯軷。轢レ牲而行爲二範軷一。段玉裁曰。周禮大馭犯軷。注曰。行レ山曰レ軷。犯レ之者封レ土

爲㆓山象㆒。以㆓菩芻棗柏㆒爲㆓神主㆒。既祭㆑之。以㆑車轢㆑之而去。喩㆑無㆓險難㆒也。春秋傳曰。跋㆓涉山川㆒。杜子春云。軷謂㆓祖道轢㆑軷磔㆒犬也。詩云。載謀載惟。取㆑蕭祭㆑脂。取㆑羝以軷。詩家說曰。將㆑出祖道犯軷之祭也。聘禮曰。乃舍㆑軷飮㆓酒於其側㆒。禮家說亦謂㆓道祭㆒。玉裁按。山行之神主曰㆑軷。因㆑之山行曰㆑軷。鄘風毛傳曰。草行曰㆑跋。水行曰㆑涉。卽此山行曰㆑軷也。凡言㆓跋涉㆒者。皆字之同音假借。鄭所㆑引春秋傳。本作㆑軷㆓涉山川㆒。今人輙改㆑之。此に由て之を觀れは反閇は周官大馭犯軷の遺法にして。字音相近きを以て反閇に書き改め。其儀も支那にては車輪にて柏棘等を轢し。險難を凌くの意を表せしか。本邦にては咒文を唱へて舞踏するをと成りしなり。而して其反閇を踏と云へるは。範軷の假字。跋字と同音假借なるに因り。跋の訓フムより生せしならん云々。また宮崎幸麻呂反閇の一說あり。云瀧谷君の反閇考を見侍りて。其高說を補はんとにあられと。余か所藏の三五隨筆（この隨筆は。屋代輪池。檜山坦齋。栗原柳菴なと。その頃の學者たち。思よられし事を書とりて。每月十五日に携へ寄て。互に見かはし。評しあひなとせし者にて。みな自考自筆なり。其さまこの如蘭社に相似たる者とみゆ。余はその第七一卷を藏せり）より屋代翁の考を見出たれは。そを抄出して社譚に代ふ。問曰。けつばいといふは如何なる義にや。又字には如何樣に書くや。弘賢答曰く。しちドへんはいの謬なるべし。文字には七歩反閇とかきて。甲州流軍法に。七足の反閇あり。貪巨祿門廉武破と七星の名を唱ふるよし。それを七字反閇とも云とそ。尾張にて七里ケンバイ。ヨセツケズなどゝ。人の堅固にいさみたる形をいひ。甲州にてはヘンバイフンデ。リキミタル抔と云よし。劇曲には七里けつばいゆるさぬ。抔といふ詞あり。かゝる類は。常言よりもりきみていふゆゑ。ケッパイとつめていふなるべし。七里は七字の同韵。けんはへんの同韵にて。轉訛せしなり（徂徠の南留別志に。七里けんばい。又けんはいをふる抔云事あり見敗とかく。見敗家と云咒文あり。惡魔を遠ざくる文なりと云れど。七里の義をば云はず。之は自ら別なるべし。以上共に如蘭社話）。

ペルシヤ　波斯は。漢に巴爾齊亞。又巴兒西と譯す。今上天皇明治十三年四月二日貿易を波斯國に開かんとす。外務省御用掛吉田正春を遣して。其地理風俗法制工藝等を視察せしむ。

ベルジュム　白耳義。元と拉丁人種にして拿破侖一世の時其征服する處となり。和蘭と共に一國とせしが。千八百三十年國民兵を擧けて獨立し。現王レオポルド二世はコンゴ共和國の開拓に盡力したるを以て。在世間同國の主權を併有す。其我國との關係は孝明天皇慶應二年六月二十一日白耳義國と假條約を結ひ。三年八月十三日本條約を結ふ。「今上天皇明治三年閏十月八日白耳義特派全權公使モッシュール、オーグスト、キント朝見し。國書を上る。」六年十二月五日白耳義全權公使シャアル、ド、クルート朝見し。國書（公使の新任を報す）を上る。十一年一月十二日佛國駐剳特命全權公使鮫島尙信に白耳義公使を兼しむ。「十三年九月一日白國萬國商工會議を其府に開き。其獨立五十年を賀す。佛國駐在二等書記官鈴木貫一に命して徃きて會せしむ。」十一月二十日白國公使シャルル、ド、グロート朝見し。國帝贈る所のグランゴルドンドロルレヲーボール大綬章を上る。」十五年一月二十五日條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。白耳義は則ち其特命全權公使シ、ト、グロートを該議に參せしむ。其開會の主旨たる。從來の條約に必要適宜の改正を加ふるのみ。基本商議のためにして。會議の數十六回を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり。」十九年五月一日再び條約改正會議を外務省に開設す。白耳義國は其特命全權公使ジョルジ、マルチノーを該議に與らしむ。事故あり。中止し。三十三年七月より條約改正を實施す。

ホ之部

ホイ　布衣は。狩衣と一種のものなり。又德川幕府の時麾下の士に布衣以上などいふは。一の官等に擬したるものなり。和漢三才圖會云。布衣似㆓狩衣㆒而無㆑紋。其色多緇（俗云萠葱）。二藍（蒼色帶㆑赤）。黯（爲㆓赤黑色㆒名㆓木蘭地染㆒）。無官青侍亦着㆑之。烏帽子帶㆓刀㆒。尋常武士禮服也。袖露同綴白色。」貞丈雜記に。布衣の役と云事有。布衣と書てほういとよむ也。布衣とはかりきぬの事也。狩衣を着して御太刀を持て。御こしのきはに御供申を云。御車にめす時も同し。御參内御社參其外規式を正さるゝ時の事也。條々聞書に。ほういの人御こしのきはに御劔をかたげて。東寺の南大門の前まで被參候と有。」又東鑑卷五十。弘長元年八月十日の條云。出羽の藤次郎左衛門尉に。被㆑仰下可㆑着㆓布衣㆒之旨㆖之處。日數已迫之間狩衣難㆓用意㆒之由辭申云々と（これは八月十五日。鶴岡八幡宮放生會に。將軍御出あるへきに依て布衣の役を仰付られたる時の事なり）。此文前に布衣と云て。後に狩衣といへり。是狩衣を布衣とも云ふの證也」といへり。布衣のよは。尙は狩衣の部と併せ見るへし。

ボウエキ　貿易。（グヮイコクボウエキを見よ）

ホウキフ　俸給とは。國家爲政の勞務に服する者に。財物を給するをいふ。古は部曲。莊園。食邑。功田。位田。職分田等の制あり。其他大臣。納言には隨身兵仗。帳內資人を賜ひ。太宰府及國司には事力を給ひ。女官には湯沐戸を賜ふ。臨時の祿は絁。綿。布。鐵。鍬等にて給與せらる（チギヤウ。クワムリ等參照すへし）孝德天皇の御時。諸政を改新し。八省百官を置き。封地田莊ことごとく官に收む。因て食封俸祿の制を定む。又當時俸祿といふは。米穀を以てするのみにあらす。布帛の類を給せしことあり。中世以降王綱漸く弛廢し。政權武門に移りてより是等の制亦一變せり。爾來兵亂を經て遂に封建の勢を爲し。之に隷するもの亦世襲の祿を食むに至れり。德川氏封建の制を承けしより。二百有餘年に及ひしが。慶應三年將軍德川慶喜大政を返上するに及むてや。侯伯亦其封土を奉還するに至れり。此に於てか。封建の制と倶に世祿亦全く廢されたりき。今古來俸祿の制を示すと左の如し。令義解云。凡在京文武職事。及太宰壹岐對馬。皆依二官位一給レ祿（謂計二以往上日一給二將來祿一。然則未レ給之前以レ理去レ官者。雖レ滿二限日一不レ在レ給例也）。自レ八月至レ正月上日一百二十日以下者。給二春夏祿一。正從一位絁參拾疋。綿參拾屯。布壹佰端。鍬壹佰肆拾口。正從二位絁貳拾疋。綿貳拾屯。布陸拾端。鍬壹佰口。正三位絁拾肆疋。綿拾肆屯。布肆拾貳端。鍬捌拾口。從三位絁拾貳疋。綿拾貳屯。布參拾陸端。鍬陸拾口。正四位絁捌疋。綿捌屯。布貳拾貳端。鍬肆拾口。從四位絁漆疋。綿漆屯。布拾捌端。鍬參拾口。正五位絁五疋。綿五屯。布拾貳端。鍬貳拾口。從五位絁肆疋。綿肆屯。布拾端。鍬貳拾口。正六位絁參疋。綿參屯。布伍端。鍬拾五口。從六位絁參疋。綿參屯。布肆端。鍬拾伍口。正七位絁貳疋。綿貳屯。布四端。鍬拾伍口。從七位絁貳疋。綿貳屯。布參端。鍬拾伍口。正八位絁壹疋。綿壹屯。布參端。鍬拾五口。從八位絁壹疋。綿壹屯。布參端。鍬拾口。大初位絁壹疋。綿壹屯。布貳端。鍬拾口。少初位絁壹疋。綿壹屯。布貳端。鍬伍口。家令降二一級一（謂書吏以上通稱二家令一）。假令從七位官。降爲二正八位官一之類。其少初位官更無レ所レ降者。以二鍬伍口一准爲レ降法。計二大少初位祿法一。以二鍬伍口一爲レ差故也）。唯文學不レ在二降限一。秋冬亦如レ之。凡祿春夏二季二月上旬給。以二絲一絇一代二綿一屯一。秋冬二季八月上旬給。以二鐵二廷一代二鍬伍口一。凡內舍人及以二別勅才技一長二上諸司一者。皆准二當司判官以下祿一。其位主典以上者准二少判官一。以外竝准二大主典一（謂假令中務大錄正七位官。少錄正八位官者。若內舍人正八位者准二省卿少丞一。卽從八位以下及無位者准二省大錄一之類）。凡行守者竝依二行守處一給（謂假令帶二六位一人行七位官。者。給二七位祿一。帶レ七位人守六位官者。給二六位祿一之類也）。若一人帶二數官一者祿從二多處一給（謂若高官之日少。而卑官之日滿者。仍從二高給一也）。凡應レ給レ祿之官。若有二負犯一（謂レ有レ犯レ罪也）。應二除免官當一。被レ推劾科斷未レ畢其祿停レ給。待二斷訖一校定然後給レ之（謂若應二當免一者。依二考課令一奪二當レ年祿一。不レ應レ當免者仍卽給レ之）。其私罪下上。公罪下中。奪二半年之祿一。凡初位官者雖レ不レ滿レ日。皆給二初任之祿一（謂初任者無祿人入二有祿一也。不レ滿レ日者計二任後日一不レ足二給限一。其兵衞者雖二是有祿一既非二職事一。若初任官亦入二給例一。卽遭レ喪解レ官。奪レ祿從レ職者通二計前日一給レ之。不レ同二初任之例一）。凡奪レ祿者徵二半年一。限二六十日內一輸畢。徵二一年一限二百二十日內一輸畢（謂竝從二判徵日一始計卽與レ徵二贖銅一同也）。若限內遇レ恩及別勅復任（謂下限內復二任本任一者上。其任二他司一亦同。若限外復任者猶亦須レ徵レ之也）。者竝免レ徵。卽應レ給者從二復任日一爲二始計一（謂既云從二復任日一爲二始計一。卽知不レ同二初任之例一。凡徵レ祿者雖二正祿見在一。但會二恩降一者可レ免。卽與二六贓一稍異）。凡兵衞六月內上日夜各八十以上者給レ祿。有位准二大初位一。無位准二少初位一。授刀舍人亦准レ此。凡宮人給レ祿者尙藏准二正三位一。尙膳。尙縫准二正四位一。典藏准二從四位一。尙侍。典縫准二從五位一。尙酒。典膳准二正六位一。尙書。尙藥。尙殿。典侍准二從六位一。尙兵。尙闈准二正七位一。尙掃。尙水。掌藏。掌侍准二從七位一。掌膳。掌縫准二正八位一。典書。典藥。典兵。典闈。典殿。典掃。典水。典酒准二從八位一。自餘散事（謂二氏女。女孺之類一也）。有位准二少初位一。無位減二布壹端一給。徵之法竝准レ男。凡食封者一品八百戸。二品六百戸。三品四百戸。四品三百戸。內親王減レ半。太政大臣三千戸。左右大臣二千戸。大納言八百戸。若以レ理解レ官及致仕者減レ半。正一位三百戸。從一位二百六十戸。正二位二百戸。從二位百七十戸。正三位一百三十戸。從三位一百戸。其五位以上不レ在二食封之例一。正四位絁十疋。綿十屯。布五十端。庸布三百六十常。從四位絁八疋。綿八屯。布四十三端。庸布三百常。正五位絁六疋。綿六屯。布三十六端。庸布二百三十常。從五位絁四疋。綿四屯。布二十九端。庸布一百八十常。女減レ半。其無レ故不レ上二年者則停レ給（謂兼爲二封祿一立レ例。其職封者不レ入二此例一。但以レ理解レ官者。服闋及病差之後無レ故不レ上一年者。准二選叙令一停レ給。其在任之官不レ上百二十日者亦不レ給）。中宮湯沐二千戸。東宮一年雜用料絁三百疋。綿五百屯。絲五百絇。布一千端。鍬一千口。鐵五百廷。凡皇親年十三以上皆給二時服料一。春絁二疋。絲二絇。布四端。鍬十口。秋絁二疋。綿二屯。布六端。鐵四廷。其給レ乳母王者（謂二一世王一）。其親王者不レ見二令條一。可レ有二別式一。若皇親任レ官及叙二五位以上一者不レ可二重給一。但季祿與二王祿一從レ多合レ給也）。絁四疋。

ホウキ

絲八約。布二十二端。凡嬪以上並依二品位一給二封祿一。（謂欲レ顯レ不レ減レ半故云レ依二品位一。其封祿是重レ優令レ准レ男。資人位田灼然不レ減）。其春夏給二季祿一者。妃絁二十疋。絲四十約。布六十端。夫人絁十八疋。絲三十六約。布五十四端。嬪絁十二疋。絲二十四約。布三十六端。若帶レ官者累給。秋冬亦如レ之以レ綿代レ絲。凡五位以上（謂二一品以下一也）。以レ功食レ封者。其身亡者大功減レ半傳二三世一。上功減二三分之二一傳二二世一。中功減二四分之三一傳レ子（謂男女同）。下功不レ傳。凡令條之外。若有二特封及增一者並依レ別勅。

制度通に。本朝之制。有レ祿。有二位田一。有二職田一。有二封戸親事帳內公廨等一。各有二其差一。又有二年給一。又一國に封せらるゝことあり。廢帝天平寶字四年八月に。先朝の贈正一位太政大臣不比等を封して淡海公とす。勅に云。勳績蓋二於宇宙一朝賞未レ允二人望一。宜下依二太公故事一追以二近江國十二郡一封爲中淡海公上。餘官如レ故と云々。此は歿後の贈號と見えたり。この後封號凡人あり。下に之を擧ぐ。淡海は即近江なり。國に封せらるゝは何れも名ばかりにして實封にあらず。淡海公（不比等文忠公）。美濃公（眞房忠仁公）。越前公（基經昭宣公）。信濃公（忠平貞信公）。參河公（伊尹謙德公）。遠江公（兼通忠義公）駿河公（賴忠廉義公）。相模公（爲光恒德公）。甲斐公（公季仁義公）。又帳內資人事力あり。祿令に載せざれとも。いつれも公上よりのわたり人にて在職の中は給事するなり。【帳內】とはおほどれりと訓す。親王に給す。一品に百六十人より以下。四品に一百人なり。六位以下の子並に庶人を以てこれとす。資人はつかひびとゝ訓す。大臣納言並に諸臣一位より從五位まて之を給す。一位は百人二位は八十人より以下。從五位は二十人女は減半なり。その太政大臣は三百人。左右大臣は二百人。大納言は百人。致仕の人は減半なり。いつれも內八位以上の人の子は取らず。又事力と云ものはかるきものなり。太宰帥に二十人。諸國の守に大國より下國まて八人より三人まで段々に差あり。その外博士。令史。史生までに五人より三人二人まて又差あり。いつれも一年に一替りにて。上等戸內の丁を取て之を給す。其詳なることは軍防令に在り。具さにあらはさず。【封戸】制度通に云。本朝封戸差等。一品八百戸。六百戸。二品六百戸。四百五十戸。三品四百戸。三百戸。四品三百戸。二百五十戸。無品百五十戸。正一位三百戸。二百二十五戸。從一位二百六十戸。百九十五戸。正二位二百戸。百五十戸。從二位百七十戸。百二十八戸。正三位百三十戸。九十八戸。從三位百戸。七十五戸。太政大臣三千戸。千五百戸。左右大臣二千戸。千五百戸。內大臣八百戸。大納言八百戸。六百戸。中納言三百戸。參議六十戸。右食封のを拾芥抄に載する所の令の文と不レ同。令には一品八百戸。太政大臣三千戸。左右大臣二千戸。それより以下いつれも戸數多く給はる。內大臣になきは。令外の官なればなり。【位田】は位階に因て之を給ふ。親王凡四段諸臣一位より五位まてこれあり。女は三分の一を減せらる。親王は又品田とも云。位田等差。一品八十町。二品六十町。三品五十町。四品四十町。正一位八十町。從一位七十四町。正二位六十町。從二位五十四町。正三位四十町。從三位三十四町。正四位二十四町。從四位二十町。正五位十二町。從五位八町。外從五位六町。

【職田】は官職に就て之を給ふ。又は職分田とも云。太政大臣より納言まてこれあり。太政大臣四十町。左右大臣三十町。大納言二十町。右令並に拾芥抄に載するところかくの如し。諸書ともに異同なし。令に曰。凡在外諸司職分田と云々。その下に太宰帥十町。大貳六町。小貳四町。大國守二町六段。上國守大國介二町二段。中國守上國介二町。下國守大上國掾一町六段。中國掾大上國目一町二段。中下國目一町。又凡郡司職分田大領六町。少領四町等のをあり。然れは朝廷の諸司百官にも各職田あると推てしるへし。令に載せざるは恐くは史の闕文ならん。右封戸。位田。職田共に一代ぎりにて。その身官位ある時に之を給ふ。除名並に身死すれば不レ給。その內功ある人は子孫へ傳領す。之を功田と云。【功田】は功の次第に因て。その田祿を子孫へ傳へ給ふことなり。令云。大功世々不レ絕。上功傳二三世一。中功傳二二世一。下功傳レ子。大功非二謀叛以上一以外非二八虐之除名一並不レ收と。この文自あきらかなり。圖釋に及はず。この外又【年官年爵】を給ふことあり。これを年給と云。職原鈔に云。見任公卿納言以上有二封戸職田一。又毎年除目有二年給一。大臣隔年任二諸國掾一人一。納言三年一度任二掾一人一。參議者不レ任レ掾。但獻二五節一之翌年給レ之。其外皆給二諸國目一人史生一人一。是分二其俸一之義也と。この外內給諸院宮の制つまびらかに拾芥抄にあり。本朝祿秩の法。通して之を考ふるに。祿。封戸。位田。職田。年給の五品なり。祿は絹布の類を給す。封戸は戸口を給す。位田職田は土地を給ひ町段を以て計る。年給は官爵を任するを給ふ。然るに令には年給のことみえず。拾芥抄には祿のことをのせず。是も古今の間變易とみえたり。大抵本朝古今の變を考ふるに。上古神明の世無爲の道を以て萬民に臨みたまひ。それより後段々人文ひらけ明かに禮樂おこり行はる。之を大成して律令格式を撰みたまふその沿革損益のわけ。具さに六國史にあらはる。それより後或は收まり或は廢れて以て後世に及ぶ。いつれも本國先王の世に唐朝の禮を斟酌して古今の變を考へ。水土の宜きに因て損益取

捨したまふなり。淺學の士は中夏の禮法は本朝に不レ可レ用と思へり。又は本朝の古制は一通りのたて物にて當時事實に施し行はるゝことには非と云人あり。いつれも本朝の古典を考究せざるゆゑなり。本朝の禮も千數百年の間のことなれば。その間の變易一端には言つくしがたし。祿秩の制のみならず禮樂兵刑田賦身章の制いつれも同しきことなり。」右制度通いふ所。令文の重復せるもあれど。其まゝ抄出せり。

又鹽尻に云く。古へ我國封戸の典ありとて。太上皇二千戸。諸院宮(東宮)一千五戸。太政大臣一千五百戸。左右大臣千五百戸。內大臣八百戸。大納言六百戸。中納言三百戸。參議六十戸。また一品以下無品。竝に正一位以下從三位までの封戸を記し。又云く。位田。職田等有り(職田は太政。左右大臣に有て內大臣に無し。納言には有レ之)。位田は一位より五位に至る(拾芥抄中に委し)。其人卒して後一年收する事なかれと云々。實に昭代の典則歟。夫封戸の國伊勢。伊賀。參河。美濃。越中。石見。備前。周防。長門。紀伊。阿波等を封ぜず。是其國を秘せらるゝ故。これを禁國大と稱せり。近江は院宮諸親王の封國なる由。賴隆眞人の勘文に見えたり」とあり。拾芥抄に曰。一品親王。封戸六百戸。位田八十町。二品。三品。封戸二品四百五十戸。三品三百戸。位田。二品六十町。三品五十町。四品。無品。封戸。四品二百二十五戸。無品百五十。位田。四品四十町。無品無位田。內親王封戸半減。女田位三分一也。正一位。封二百二十五戸。位田八十町。從一位。封百九十五戸。位田七十四町。正二位。封百五十戸。位田六十町。從二位。封百二十八戸。位田五十四町。正三位。封九十八戸。位田四十町。從三位封七十五戸。位田二十四町。正四位。位田二十四町。從四位。位田二十町。正五位。位田十二町。從五位。位田八町。外從五位。位田六町。女位田三分一也」とあり。又云く。【御給の事】。內給。諸國掾二人。目三人。一分二十人。」太上天皇諸司一人。諸國掾一人。目一人一分三人爵一。」封戸二千戸。勅旨田千町。諸院宮(東宮)官爵同之。」親王諸國目一人一分一人。」太政大臣諸國目一分三人。封戸千五百戸。減七百五十戸。職田四十町。左右大臣諸國目一分二人。封戸千五百戸。職田三十町。內大臣諸國目一人一分二人。封戸八百戸。職田無之。納言諸國諸目一人一分一人。封戸大納言六百戸。中納言三百戸。職田二十町。參議諸國目一人。封戸六十戸。內侍。一分一人といえり。

一話一言に云。一今の世に祿といふは。昔の封戸給分錢田位なるにや。昔し祿と稱せしは。布帛の類にて。米穀の類には非ず。米穀は料と呼しとかや。四時の馬料錢と稱す。文官の一位は五十貫文。文二位は三十貫文等品ありて。以下初位に至ては二貫五十文なり。又武官は從三位二十五貫文。從四位九貫文より八位二貫五百文に至る。此類後世分錢石直しの法よつて出る所とみへたり。古へ武士に地を給るを馬の飼料と稱せしを以て考みるべし。太平記の青砥左衞門三萬貫に及ぶ大庄など云るは。則分錢の法は鎌倉將軍の比よりありとみゆ。」一。いにしへ國司の年給料は山城國公廨稻凡十五萬束也。山城守給六萬。稻五萬束。介給四分。稻三萬三千三百三十三束。掾給三分。稻二萬五千束。目給二分。稻一萬六千六百六十六束。史生給一分。稻八千三百三十三束也。諸國これに准ず。國の大小上下によつて稻束差別あり。つまびらかなる事。令義解等にのす。田一町(長三十歩。廣十二歩)。稻米凡五百束なり。百町に五萬束。然れば國主給地は一百町なるべし。外位田といふ者。八町外に附く。これは上國の守從五位下のつもり也。又職分田二町二反。介以下も夫々に是あり。一。封戸の數凡十束を一戸といふ。是民家一戸より貢する所米五升有餘にあたる。十戸は五斗。百戸は五石也。一中世分錢の法何貫文といふは天正の石なをし。東國は一貫文九石にあたる。天文の比三州邊は一貫文十石にあたる。天文十九年天野賢景三州大濱にて五十貫文の采地總領其納得五百石の地なり。其後東海道五貫文百石ならし也。甲州邊は少し。漸一貫文四五石にあたると云々。かくのごとくの制。後世と異なるを知るべし。凡國に公田。公廨田。職田。功田。口分田等の品有しよし。また親王大臣の封戸あり。是中世の庄園にして國主の主知にあらず。賴朝卿以來守護を置地頭を補してより。昔の姿變ぜり。後世は我儘に切とりて。力次第に土地を領せし。こゝに至て守護地頭の號も又亂。其領主をのれが家人に地をわかちあたへ侍る。慶長五年天下一統の後。其領分定りし。皆大樹殿下の命により。是を領す。中世の風俗もまた異也。今のごときは中華封建の時とおなじさまにや(天野信景談話)。覃按。夏山雜談云。永樂錢知行の事。畿內近國は百貫を千石に充る。遠國は百貫を八百石。七百石。六百石。五百石にあてたる所もあり。畿內近國其廣邑は運送たやすき故に米の價賤し。遠國僻地は運送艱難にして價やゝ貴し。陸奥などは昔は十貫を以て百石に充る。今世は五貫を以て百石に充るなり(下略)。又北條五代記氏康の比のことに云。其比永樂五十貫。百貫と名づく。田地の跡は今五千石。一萬石ありとかや。又長元記(長曾我部元親の事を記す書なり)の頭書に。此千貫は千石なり。書に依て違なり。甲陽軍鑑抔は千貫は一萬石なり。大畧千貫一萬石の記錄多し。土州七郡にて九千八百貫餘あり。又五貫百石。七貫百石などゝ云あり。皆家々にて違

申候なり。又按。鹽尻云。文祿(二年)熱田祝師田島家家領(三百五十三貫八百五十文)。當時の高五百三十石餘にあたる。」以上一話一言の記す所なり。

【國司の俸】羽倉考に云。遙任の國司俸祿の事。先日奏する所は。延喜民部省式に。凡遙授國司不レ給ニ公廨田竝事力一矣とあるに依て。遙授の國司は公廨を配分せずと奏す。是或先輩の者の劄記にあり。故に疑を存せず。公廨を配分せざれは京官一般に季祿を給ふべしと了す。然るに熟考ふれば。國司の配分する公廨は稻にして田には非ず。然れば公廨を配分せざるをなば公廨を給はらずとは云へけれども。公廨田を給はらずとは云べからざる事か。田の字餘りて聞ゆ。是を以案するに。民部省式に公廨田とあるは。配分する公廨の稻の事には非ずして。田令に所謂在外の諸司の職分田の事ならん歟。公廨は字註に官舍也とあり。然ば其國府を云名にして。國司の受用する名には非ざれども。國司其公廨の稻を配分するなれば。職分田の事を公廨田と云まじき者にも非ず。且國司の受用する田職分田の外には有まじき事歟。仍て先日の愚執を改めて新に僻案を序づること左の如し。田令曰。在外の諸司職分田(上略)。大國守二町六段。上國守。大國介二町二段。中國守。上國介二町。下國守。大上國掾一町六段。中國掾。大上國目一町二段。中下國目一町。史生如レ前(在滿曰此文の前に太宰府段とあり如前とは六段なり)。延喜民部省式曰。凡遙授國司。不レ給ニ公廨田竝に事力一矣。按するに。職分田或は畧して職田と云。是則今の役料なり。遙授の國司は國務を知ざるか故に職分田なきを。民部式には公廨田を給はらずと云と見えたり。尤國司其國の公廨の稻を配分するは此職分田の外なり。又事力と云は今云人足を給ふなり。此に關らざる事なれば之を略す。續日本紀。天平寶字元年十月乙卯。太政官處分(上略)。凡國司處分公廨式者總ニ計當年所レ出公廨一。先塡ニ官物之欠負未納一。次割ニ國内之儲物一。後以ニ見殘一作レ差處分。其法者。長官六分。次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。其博士醫師准ニ史生例一。員外官者各准ニ當色一。延喜主税寮式曰。凡國司處分公廨差法者。大上國長官六分。次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。中國無レ介。則長官五分。下國無レ掾長則官四分。員外司者各准ニ當員一。(員外は則權なり。權官の受用正官と同じきなり)。同式曰。凡諸國一分已上。遙授兼任之輩。還ニ任他國竝に京官一者。不レ得レ受ニ用公廨一。若停任官符未レ到之前。處分已畢。有レ妨ニ改張一者。便加ニ國儲一。」此文遷任せば公廨を受用ふる事を得ざれとあれば遷任せざる時は公廨を受用ゆると見えたり。然れば遙授の官も公廨を配分せるを受領の人に同じきなるべし。」先日は民部省式を偏見して。遙授の官は公廨を受用せずと爲故に京官一般に祿を給ふべしと奏す。熟考ふるに祿令の所見位祿は四五位に在て六位以下になし。然ば國守は位祿を以給するとも介以下は給すべき者至て少し。且位祿は位に從ふなれば在京在外を論せず本位。四位。五位の者は之を給ふて官に拘るをなし。又季祿は官に從ふて給はれども祿令の所見上日を計へて之を給ふ。國司京に在者は上日すべき官舍ある可らず。且同令に若一人帶ニ數官一者祿從ニ多處一給とあれば。京官の人國司を兼たる者多は京官品高し。國司を兼たる謂ある可らず。然れは位祿は受領遙授の國司も皆之を給ひ。季祿は受領遙授の國司皆之を給はる可らず。先日の偏見其の誤れる事を知得す」とあり。

又柳庵雜筆云。上古衞士の祿。大寶令に見えたるを集錄すれば。本國の口分田二段の穫稻百束。絁二疋(此直稻二百二十束)。綿一屯(此直稻十束)。絲一絇(此直稻五束)。布四端(此直稻百束)。鍪五口(此直稻十五束)。鐵二廷(此直稻四束)。合稻四百五十四束。此米今量の十一石〇〇六合〇九撮五抄に當れり。此外日別一升二合(今の一升一合六勺三撮六四に當る。二人稟食少强なり)を給はるなり。十一石〇〇六合〇九撮五抄の米は。今の四物成二十七俵餘に當る。今同心の祿十石五斗。二人稟食の淵源と云へし」と。又云慶長十五年霜月に。書たる里見安房守義康家中分限帳に。給金之覺金一兩に付米五俵勘定也。三百俵小扈從十人八百俵。中扈從十人千俵。步の衆五十人五千百六十俵。馬乘百七十二人(是は大方百姓也)。三千二百二十俵。足輕三百二十二人(内二十人は臺所衆)。五千俵。中間舟方。臺所。中間馬屋の道具持以上千人。是も大方百姓也と見ゆれは。小扈從は三十俵(金六兩に當る)。中扈從は八十俵(金十六兩に當る)。步之衆は二十俵(金四兩に當る)。馬乘は三十俵。足輕は十俵(金二兩に當る)。中間は五俵(金一兩に當る)と知へし。又慶長五年の春書たる浮田中納言秀家卿家中分限帳に。足輕四十人八百石とあれは。是に所謂足輕は二十石と知る。但鐵砲衆三十九人千五百六十石。弓衆三十八人千二百石とも見ゆれは。鐵砲衆弓衆は四十石(足輕の一倍也)と聞ゆ。里見家と浮田家とは祿大小同しかられは。足輕と云名は一なれとも。給分に違ひあるなり。金一兩に米五俵と云は二石なり。慶長十五年は駿河小判通用なれは。目方四匁八分ありて。元文金百六十五兩百三十八文餘と同しと聞は。一石の價元文金三分四匁五分四釐餘に當る。百俵四十石にて三十三兩一匁六分許に交易へし。元文元年冬江戸御藏御張紙百俵三十五石にて二十八兩なり。即一石は三分三匁に當る。里見家の金一兩に五俵と云ともと全く同し。

徳川氏の頃。官吏は世祿を有する者を以て任ずれば。別に俸祿を給せず。後役料。足し高などの制あり。【役料】寛文六丙午年七月二十一日。午上刻御黑書院出御。今日出仕之面々一同御前え被召出。何も御役料被下。且又萬事可用儉約之由被仰出之。老中御挨拶申上。御役料員數於二款冬間一大和守傳之。貳千俵宛御留守居四人。」千俵宛大目付參人。町奉行貳人。御勘定頭參人。御作事奉行貳人。御旗奉行貳人。」五百俵宛御留守居番五人。御鑓奉行三人。御普請奉行三人。」四百俵宛納戸番頭四人。御腰物奉行頭四人。御船手頭七人。西丸御留守居番四人。」三百俵宛田付四郎兵衛大御番頭四拾八人。」貳百俵宛二丸御留守居番六人。」參百俵宛御納戸與頭十貳人。小拾人與頭貳拾人。」貳百俵宛御裏御門番頭八人。御廣敷番頭拾人」とあり。是役料の始にや。【足高】享保八癸卯年六月。諸役人役柄に不應。小身之面々。從二前々一御役料被二定置一被二下置一候處。知行之高下有レ之候故。今迄被二定置一候御役料にては。小身之者御奉公續兼可申候。依之今度御吟味有之。役柄により。其場所不相應に小身にて。御役勤候者は。御役勤候内御足高被仰付候。御役料増減有之。別紙之通相極候。此旨可申渡旨被仰出候。但此度御定之外。取來候御役料者。其儘被下置候」とあり。蓋し其要は。凡幕士持高千石以下の家にて千石高の班へ出身すれば。奉職中其高へ加賜して千石と爲し。以て其班に相當せしむ。而して從前定むる役料は。仍ほ在職中は之を與へ。且足高役料とも。年末に職へ就く者も。其年與ふる全額は擧て給すと云ふ。」文化八年より十月以後に職を奉ずれば其年の半額を給すに改定す。○又寛保元辛酉年八月十日。役人在職中は知行を藏米に引替支給の達。御奉公相勤候者。知行所下免に而御藏米御引替之儀。向後御役人又者御番相勤候内計御藏米に御引替可被下候間。御役御番御免病氣等之節者。頭。支配より其趣申聞。御勘定所えも可被申達。尤唯今迄引替相濟候分は不及其儀候。」○慶應元乙丑年九月七日。切米役料渡方の定。」(覺)家督跡目被下置候者。御切米御役料渡方之儀。是迄季節に寄。皆米渡。米金割合等。差別有之候處。以來都而一季分皆米に而相渡。其餘張紙米金歩合を以相渡候筈に候間。其旨可被相心得候事。」又慶應二丙寅年十月九日。免職の者へは切米を給與せざる旨達せられ。慶應三丁卯年九月二十六日。布衣以上足高役料等を廢し。役金給與の旨定らる。其御役金被下高之覺。金壹萬兩 隱居竝部屋住より被仰付候)老中。金五千兩(同上)老中格。金四千兩(同上)若年寄(但御役宅え引移月番相勤候者えは金六千兩)。金八百兩(若年寄山陵奉行)戸田大和守。金四千兩(萬石以下)若年寄格若年寄竝(但高八千石以上之者えは半減)。金千五百兩高家(但高三千石以上之者えは半減。御切米高二千俵以上之者えは不被下。同千俵以上之者えは半減。肝煎えは別段金五百兩)。金貳千五百兩御側(但高五千石以上之者えは半減。御切米三千俵以上之者えは不被下。同千五百俵以上之者えは半減)。金貳千兩宛駿府御城代。甲府御城代(但高に不拘被下在府中は不被下)。金千五百兩山田奉行(但高に不拘被下)。金貳千五百兩宛御留守居。海軍奉行。竝陸軍奉行。竝外國總奉行。竝大目附。町奉行。御勘定奉行(但高五千石以上之者えは半減。御切米高三千俵以上之者えは不被下。同千五百俵以上之者えは半減。金貳千五百兩京都見廻役(但高に不拘被下)。金七百兩林大學頭。金八百兩宛一橋殿家老。龜之助殿家老(但高に不拘被下)。金貳千兩宛軍艦奉行。奥詰銃隊頭。騎兵奉行。歩兵奉行 但高四千石以上之者えは半減。御切米高貳千五百俵以上之者えは不被下。同千俵以上之者えは半減)。金貳千兩宛御勘定奉行竝。御作事奉行(但高四千石以上之者えは半減。御切米高貳千五百俵以上之者えは不被下。同千俵以上之者えは半減)。金貳千兩禁裏附(但高に不拘被下)。金千五百兩甲府小普請組支配(但同上)。金貳千兩外國奉行(但高四千石以上之者えは半減。御切米高貳千五百俵以上之者えは不被下。同千俵以上之者えは半減)。金參千兩神奈川奉行(但高に不拘被下。在府之者えは金千五百兩。高參千石以上にて在府之者えは金七百五拾兩。御切米高貳千俵以上同斷之者えは不被下。同七百俵以上同斷之者えは金七百五拾兩)。金四千兩長崎奉行(但高に不拘被下。在府之者えは金千五百兩。參千石以上に而在府之者えは金七百五拾兩。御切米高貳千俵以上同斷之者えは不被下。同七百石以上同斷之者えは金七百五拾兩)。金千五百兩浦賀奉行(但高に不拘被下)。金四千兩函館奉行(但高に不拘被下。在府之者えは金千五百兩。高參千石以上に而在府之者えは金七百五拾兩。御切米高貳千俵以上同斷之者えは不被下。同七百俵以上同斷之者えは金七百五拾兩)。金參千兩兵庫奉行(但高に不拘被下)。金貳千五百兩宛(京都。大阪)町奉行(但同上)。金貳千兩京都見廻役竝(但同上)。金千五百兩宛(日光。奈良。駿府。甲府)奉行(但同上)。金參千兩佐渡奉行 但同上)。金貳千兩新潟奉行(但同上)。金千五百兩宛軍艦奉行竝。騎兵奉行竝。歩兵奉行竝。製鐵所奉行。遊擊隊頭。軍艦頭。銃隊頭。砲兵頭。騎兵頭。歩兵頭。撒兵頭(但高參千石以上之者えは半減。御切米高貳千俵以上之者えは不被下。同七百俵以上之者えは半減)。金七百兩宛(西丸御留守居。學問所御用)林式部少輔。坂井右近將監(西丸御留守居格。陸軍所修行人。教授役。頭取)。下曾根甲斐守。金三百五十兩宛(同上)山口近江守(新番頭格同上)。

ホウキ

松平石見守。金八百兩淸水小普請組支配(但高千六百石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金貳千兩火消役(但高に不拘被下)。金千兩御目附(但高貳千石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金六百兩御小性(但高千貳百石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同參百俵以上之者えは半減)。金三百兩吹上奉行(但高六百石以上之者えは半減。御切米高五百俵以上之者えは不被下。同貳百五拾俵以上之者えは半減)。金六百兩宛(靜寬院樣。天璋院樣。御簾中樣)御用人(但高千貳百石以上之者えは半減。御切米高七百俵以上之者えは不被下。同三百俵以上之者えは半減)。金四百兩(法印。法眼)之奥醫師(但高八百石以上之者えは半減。御切米高四百俵以上之者えは不被下。同貳百俵以上之者えは半減)。御匙えは別段金百兩。金八百兩御作事奉行竝(但高千六百石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金千兩外國奉行竝(但高貳千石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金千五百兩神奈川奉行竝(但高に不拘被下在府之者へは金千兩。高貳百石以上に而在府之者えは金五百兩。御切米高千俵以上同斷之者えは不被下。同五百俵以上同斷之者えは金五百兩)。金貳千兩宛長崎奉行竝。函館奉行竝(但高に不拘被下在府之者えは金千兩。高貳千石以上に而在府之者えは金五百兩。御切米高千俵以上同斷之者えは不被下。同五百俵以上同斷之者えは金五百兩)。金八百兩宛軍艦頭竝。製鐵奉行竝。遊擊隊頭竝。砲兵頭竝。步兵頭竝。銃隊頭竝。騎兵頭竝(但高千六百石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金五百兩宛(步兵頭竝格。陸軍所修行人。教授役頭取)飯田庄藏。榊原鏡次郎。金八百兩撒兵頭竝(但高千六百石以上之者えは半減。御切米高千俵以上之者えは不被下。同五百俵以上之者えは半減)。金貳百兩御使番(但高千石以上之者えは半減。御目付介之者えは金六百兩。同高千石以上之者えは金參百兩。同七百俵以上之者えは半減)。金三百兩駿府勤番組頭 (但高六百石以上之者えは半減。御切米高五百俵以上之者えは不被下。同貳百俵以上之者えは半減)。金六百兩宛(別手組出役。頭取。取締)深井鐐之助。鈴木猪三郎。塚原寬十郎。小泉兵庫。金五百兩宛(同上)神保常次郎。寺西直次郎。山田勝三郎。(儒者)奥村秀五郎。永井三藏。(和學所頭取)伊丹挑之丞。(沿革調頭取)松平庄九郎。(遊擊隊調方頭取)伴野七之助(但高千石以上之者えは半減。御切米高參百俵以上之者えは半減)。金四百兩宛(遊擊隊頭取)伊庭軍兵衛。三橋寅藏。榊原鍵吉。高橋伊勢守。加藤平九郎。勝與八郎(但御切米高貳百俵以上之者えは半減)。金五百兩開成所頭取(但高千石以上之者えは半減。御切米高六百俵以上之者えは不被下。同三百俵以上之者えは半減)。金四百兩(開成所頭取格遊擊隊頭取)湊信八郎(但高八百石以上之者えは半減)。御切米高五百俵以上之者えは不被下。同貳百俵以上之者えは半減)。金五百兩御鐵砲玉藥奉行(但高千石以上之者えは半減。御切米高六百俵以上之者えは不被下。同參百俵以上之者えは半減)。金六百兩宛御納戸頭。御勘定頭取。奥御祐筆組頭(但高千石以上之者えは半減。御切米高七百俵以上之者えは不被下。同參百五拾俵以上之者えは半減)。金五百兩奥御祐筆組頭格(但高千石以上之者えは半減。御切米高六百俵以上之者えは不被下。同參百俵以上之者えは半減)。金五百兩宛(姫君樣方。本壽院樣。實成院樣)御用人(但高千石以上之者えは半減。御切米高六百俵以上之者えは不被下。同參百俵以上之者えは半減)。金參百兩(姫君樣御用人格。奥御右筆所詰)妻木主一。金參百兩宛(美濃。西國。飛驒)郡代(但高に不拘被下)。右之通御役金月割を以被下候。渡方之儀者。三月。六月。九月。十二月。右四度に相渡に而可有之候。請取方等之儀者。御勘定奉行可被談候事。是迄隱居。部屋住。厄介に而御切米御手當米被下候面々者。いつれも御切米御手當米上り。書面之御役金被下候事」とあり。

【德川氏の頃俸祿の制】足利氏の頃貫高を以て計へしを。豊臣氏の時石高(參看)に引直し。土地にて給與せられしが。德川氏の時小祿の者は。土地を以て給せず。扶持又は切米を以て給せらる(フダサシ參看)。又金に換へて給せられしもあれど。通例俵を以て計へ。玄米にて給せられたり。壹石と云も壹俵と云も同じ事にして。壹石を收穫する知行を賜はる者は。之れより收納する農民の貢租即ち米一俵を得る事なれば。收入に於ては異なることなかりき。唯ゝ土地を有する者は。土地より他の雜税を徵收し。又土地の開墾に依りて新田を增す每に。丈量檢地して壹萬石の地より貳萬石相當の收入を得ることあり。然れども是は諸侯及び將軍旗下のみに限りて。陪臣に在ては主人の施行する法制に制限あれば。妄りに徵税檢地を行ふを得ず。又將軍諸侯とも一定の土地を領するが故に。臣下の祿を昇す時は已の收入の內を割かざる可らず。而して臣下は世祿なれば。祿の增す事あるも減すると無きが故に。漸次土地の缺乏を來し。之を苦んで種々の減祿法を設け。諸侯の如きも嗣子の幼なる者及男子なき者は家を斷絕せしめ。陪臣も此かる場合には減祿せしむるの定めあり。諸侯の家にては往々軍役公事の費用。又は君主の浪費等の爲め。財政の

ホウキ

困難を來し。一般臣下をして永久又は數年間を限りて祿高の幾分を返納せしめ。以て財政を整理したる者少からず。

【家祿賞典祿官祿】維新後侯伯封土を奉還せるより。世祿は明治十年限り給與を廢する旨を達し。且其以前に之を奉還するを許可し。生業の資金として金子及び祿券即ち公債證書に分ち。祿高に應じ下賜せらる(コウサイ參看)。是より先。維新の初に。諸華士卒の祿高を諸侯より朝廷に書出さしめ。朝廷より之を賜はることゝなり。後數回其の額を遞減せられしとあり。又維新の時の軍功によりて永世又は賞典祿を石高にて賜はりし者もあれど。是も後に公債證書に引換へ下附せらるゝこととなりたり。明治元年三月。吏員の官祿も月給規則を以て米にて月給。年俸を賜ふことになり。二年官祿を金に引替一下附し。四年官祿何石といふを全廢し。金にて下附することゝし。明治七年四月より月俸規則を以て。勅任官は年給を月々に分給し。以下は月俸を給し。月の中旬前後の任免に依り。其全額又は半額を給することゝす。其下賜日は毎月十七日なりき。此の間財政の困難に依り。諸官吏の俸給を半減せしことあり。又一般諸官吏を降等せしことあり。又官祿稅として俸給の幾分を政府に收入せしことあり。十九年三月及び四月。勅令を以て。高等官及び判任官の俸給令並に支給細則を定め。俸給の支給日は各省日を異にし。高等官は年給を四季に分給し。以下は月給とし。新任は日割を以て支給し。免官死亡は其月全額を給するの區別を立つ。二十四年七月。改めて高等官の年給を月に分給す。以後改正多けれども之を省く。

ホウゲムノ ラム 保元の亂は。日本歷史問答に云。鳥羽法皇美福門院を寵し。其生む所の體仁を立てゝ。崇德天皇の儲貳となし。逼て位を讓らしむ。是れ近衞天皇なり。近衞天皇崩ずるに及び。崇德上皇復位の志あり。然るに鳥羽法皇。美福門院と謀りて。後白河天皇を立て。其子守仁を以て皇太子と爲し給ふ。是に於て崇德上皇大に失望し。遂に事を擧げんとす。是の時に當り。藤原賴長。兄忠通と隙あり。乃ち崇德上皇をして兵を擧げしめ。兄の職位を奪はんとす。後白河天皇。久壽二年七月踐祚し。九月皇子守仁親王を立て皇太子となし。翌年年號を改めて保元とす。初め近衞天皇の崩ずるや。崇德上皇以爲らく自ら復祚するにあらずんば。其長子重仁。當に統を承くべしと。朝野亦た望を重仁に屬せり。然るに美福門院は近衞天皇の早世を以て。崇德上皇の咒咀に出づるとなし。屢ゝ法皇に勸めて天皇を立つ。關白忠通も亦た之れを慫慂せり。是に於てか上皇益ゝ不平なり。時に鳥羽法皇崩御しければ。上皇遂に白河殿に據る。藤原賴長謀主たり。源爲義其子爲朝召に應じて來りて之に屬す。天皇之を聞きて東三條殿に御し。爲義の長子源義朝。及平清盛等をして之を攻めしむ。上皇戰を議するや。爲朝曰く寡を以て衆を擊つは。夜攻に如くはなしと。賴長聽かず。爲義曰く本宮は單垣にして淺溝なり。天下の兵を受けて守るべきの處にあらず。宜しく南都に幸すべきなりと。賴長亦た聽かず。天皇果して義朝。清盛をして白河殿を攻めしむ。爲朝等善く拒ぐ。戰未だ決せず。義朝火を上風に放つ。煙焰宮を蔽ふ。宮中大に亂る。義朝等鼓譟して入り。白河殿終に陷れり。上皇如意山に走りしが。遂に讚岐に遷らせ給ひ。賴長流矢に中りて薨ず。爲義將に東國に走らんとし病んで行くこと能はず。遂に出でゝ降りしが。朝議義朝をしてこれを殺さしむ。爲朝また捕へられしが。死一等を減じて。伊豆の大島に流さる。

ホウコウニム 奉公人。(デンキ。ヤトヒニム參看)

ホウシヤウ 褒章は。嘉言善行を表彰する爲に附與する徽章にして。明治十四年十二月。第六十三號の布告を以て紅綬。綠綬。藍綬の三章を定む。外に黃綬の四種あり。【紅綬褒章】は自ら危難を冒して人命を救助したるものに賜ひ。【綠綬褒章】は孝子孫。節婦。義僕若くは實行に精勵し。衆民の模範たるものに。【藍綬褒章】は學術技藝上の發明改良。著述。教育。衛生。慈善。防疫の事業。學校。病院の建設。道路。河渠。堤防。橋梁の修築。田野の開墾。森林の培養。水產の蕃殖。農商業の發達に關し。公衆の利益を興し。成績著明なる者。又は公同の事務に勤勉し。勞効顯著なる者に賜ひ。本人の終身之を佩用するものとす。而して北海道長官。警視總監。地方長官は本則により。褒賞すへき所爲ありと認むるものあるときは。主務大臣に申請し。大臣は之を上奏して。勅裁を仰くものとす。【黃綬褒章】は明治二十五年五月。勅令第十六號を以て定むる所にして。海防事業の爲めに私財を獻納したるものに授與し。佩用及び沒收は一般褒章の規則に據るへき旨を規定す。

ボウシヨボウハム 謀書謀判とは。今云ふ官文書。私書及び官印。私印の僞造なり。王朝の制法曹至要抄に云く。詐僞律に云。詐爲二詔書一者遠流。說者云。太上天皇亦同。又云。詐假レ官。與二人官一。及受假者近流。詐爲二官文書一者杖一百。註云。符移解牒之類。詐爲二官私文書增減一以求二財賞一者准レ盜論。按レ之。詐作二諸司諸國竝私家返抄一者とあり。當時私印はなかりしも。詐假レ官者又は人に官を與ふる者などは。位記を作るに。官印をも僞押せさる可らず。符移解牒以下諸司諸國の返抄等皆謀判をも兼犯さゝる可らず。又德川氏の制は青標紙に云。謀書謀判いたし候者御仕置之事。謀書又は謀判いたし候者。引廻之上獄門。加判人死罪

（寛保二年極）。譲書と存轁にまかせ認遣候者重追放（同上）。此犯罪現行刑法にありては。文書僞造竝に印章僞造の罪名を附し。二者倶に公私の別を立つ。即ち刑法第百九十四條以下第二百十二條に至るまでに此規定をなす。御璽。國璽を僞造し。又は使用したるものは無期徒刑に處し。官省印に關するものは重懲役。産物商品に押用する官の記號印章に係るものは輕懲役。書籍。什物等に押用する官の記號。印章僞造は一年以上三年以下の重禁錮に處し。六月以上二年以下の監視に附す。又官文書僞造に於ても重きは詔書僞造の無期徒刑より。輕きは官文書竝公債證書。官吏の公證したる文章の僞造。變造は輕懲役に處す。又私書私印に關しては。私印を僞造して行使したる者は六月以上五年以下の重禁錮。五圓以上五十圓以下の罰金を附加し。印影を盜用するに止まる者は一等を減じ。爲替手形其他裏書を以て賣買すへき證書若くは金額と交換すへき約定手形。及其裏書文を僞造變造して行使したる者は輕懲役に處し。賣買。貸借。贈遺。交換其他權利義務に關する證書を僞造し。又は増減變換して行使したるものは四月以上四年以下の重禁錮に處し。四圓以上四十圓以下の罰金を附加す。其餘の私書の僞造。變造は一月以上一年以下の重禁錮に處し。二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。

ホウデウ　クダイ　北條九代。北條氏は平貞盛より出で。伊豆の北條に居る。貞盛六世の孫時政に至り。源頼朝の伊豆に流されたるを監視す。頼朝其女政子と通ず。將軍となるに及て重く用ひらる。子孫九世相繼て將軍を輔佐す。之を執事又執權と云ふ。頼朝の薨するや。長子頼家年尚少くして將軍職を襲ぎければ。母政子時政と謀り。天下を二分して其一を頼家の長子一幡に與へ。他の一を弟千幡に與へんとせり。一幡の外祖比企能員これを頼家に告げ。心を合せて北條氏を除かんとす。事未だ發せざるに。先つ北條氏の知る所となり。一幡。能員ともに殺され。頼家は伊豆の修善寺に幽せられしが。亦終に北條氏の爲めに殺されたり。其弟實朝年甫めて十歳にして將軍を襲ぎ。外祖北條時政執權たり。時政兇殘にして專横なる行多し。先きには頼家及び比企能員を殺し。また讒を構へて忠貞なる聞え高き畠山重忠父子を殺したり。加之。其の女婿たる平賀朝雅を以て將軍たらしめんと欲し。將軍實朝を殺さんと謀れり。然ども事忽ち顯れ。時政は北條に幽せられ。朝雅は誅せられたり。此際謀たるや其實は時政の子義時より出てたり。義時父の威權あるを羨み。事を構へて之を排せんと欲すれども。さすがに父なれば手を出すに苦みたりしが。時政の後妻牧氏は。其女の婿たる朝雅の源氏の裔なるを以て。折を得ば將軍たるべきものなりと思へる由を聽き知り。手蔓こそ得たれと。人を以て牧氏を煽動せしめたり。牧氏は淺慮にも此念慮益〻長じ。時政に請ふてこれが策をなさしめ。遂に茲に至れり。されば義時は其策の漸く緒に就くや。就かざるやの內に於て。先つこれを實朝の生母なる政子に告け。首尾よく父を排して。已れ父に代りて執權職となり。益〻威權を弄したるが。實朝の漸く長ずるに從ひ。已れの威權漸く減ぜんとす。是に於てか義時亦例の奸手段を執り。頼家の子公曉を教唆せり。曰。公は源氏の嫡子なり。將軍の職は公こそ襲くべけれ。公の父の殺されしも將軍あればなりと。公曉乃ち承久元年正月。實朝を鎌倉鶴ヶ岡に暗殺せり。義時すかさず兵を出して公曉を捕へ遂に之れを殺したり。北條氏は其家門の繁榮を計るが爲めに。先つ其主なる源氏に忠なりし畠山。和田等の宿將勇士を殺して。其力を削き。以て孤立せしめて遂に之を亡滅せり。然れとも名實之を盜むは彼之れを憚り。常に幼主を迎へ立て。其年長ずるに及びてこれを廢せり。乃ち實朝の後は。二歳なる藤原頼經を迎へて將軍となし。二十七歳にしてこれを廢し。其子頼嗣は六歳にして將軍となり。十四歳にして廢せられ。宗尊親王は十一歳にして將軍となり。二十五歳にして廢せられ。惟康親王は三歳にして將軍となり。二十六歳にして廢せられ。久明親王は十六歳にして將軍となり。三十五歳にして廢せられ。守邦親王は七歳にして之れに代れり。親王は乃ち北條氏の亡ぶるときの將軍なり。

北條氏は皇室。及其主に備ふる事頗る嚴酷にして。以て永く其家門の盛運を計りしが。未たこれを以て十分なりとせず。乃ち人心を得ざるべからずとなし。代々人民に對しては。務めて寛大を事とせり。且自ら奉ずるや。節儉を旨として。衣食に傲らず。官に居るや。謙遜を主として。顯位を望まず。一意に民力の休養を務め。以て其心を收攬して。上下不平の徒の乘ずべき隙なからんことを期せり。これ蓋し彼の大逆を行ひ。無道を逞しくせしにも係はらず。善く長く天下を治め得たる所以なり。殊に泰時の如きは。人となり公平寡欲にして。よく意を政事に用ひ。評定所を置きて。獨裁の弊を防ぎ。また貞永式目五十一條を定めて。行政の基本を立て。以て守護。地頭の横暴にして。國司領家の害となり。或は下民の妨けとなるべき所業を禁戒。若くは處罰することとせり。且此式目中には土地。遺産。相續。盜賊。姦通等に關する事件をも記せり。其後に至りて時賴また精勵治を圖り。親ら行脚となりて諸國を巡視し。人民の疾苦を訪ひたり。後世に名高き廉吏青砥藤綱を登用したるも。實に

此時頼にあり。されば人民益々其徳に懷きたり。北條氏は代々佛法に歸依して。時頼は建長寺を鎌倉に立て。時宗もまた圓覺寺をこゝに建てたり。泰時もまた歸依深くして。其六波羅にあるや。栂の尾明惠上人に參禪せりと云ふ。泰時に治國の要を說きしは實に此の明惠上人なりき。

承久の亂。官軍敗衂して。朝廷益々衰へたりと雖も。鎌倉を圖るの叡慮は未た全く滅せさるなり。後嵯峨天皇の皇子。後深草。龜山相繼きて帝位に登り給ふや。後嵯峨天皇謂らく。龜山天皇英發よく北條氏を討滅するに足らんかと。即ち其後をして長く皇位に即かしむることゝ定められ。後深草天皇の後には。多くの莊園を與へ給ひて。皇位に上るの念を斷たしめたり。然れとも龜山天皇の皇子。後宇多天皇の皇位を繼き給ふに及ひて。後深草上皇は哀を北條時宗に請ひ。其力によりて。皇子伏見天皇をして其後を受けしめたり。是に於てか。皇統二つに別れて。龜山の御流と。後深草の御流とはなれり。後深草の御流は時宗の力によりて。皇位に上りしを以て。常に鎌倉に委頼すれども。龜山の御流は。益々北條氏を圖るの御志を固くせり。さて伏見天皇につきては。後深草の御流なる後伏見天皇位に即きければ。龜山の御流は。鎌倉を責むるに。後嵯峨の遺詔に違ふの旨を以てし給へは。玆に兩流交立の議成り。後伏見天皇に次ぎて。龜山の御流なる後二條天皇。御位に即かせられたり。北條氏の此二流交立の策たるや。二流の御不和に乘して。朝權を壓するの政略に出てたりと雖とも。これより龜山の御流は。激怒益々甚しく。寸時も鎌倉を窺ふの心の休むときなかりき。乃ち此北條氏を滅せんとの伏線は。漸く膨脹し來りて。龜山の御流にて英發なる後醍醐天皇御位に即かせられ。北條氏にては暗愚なる高時執權の職に當りければ。伏線玆に好機を得て爆發し。遂に北條氏を亡ほすに至れり。北條高時は。貞時の子なり。父につきて執權職にあり。暴戾奢傲。日夕宴飲に耽り。常に數千の田樂法師を侍せしめ。其纏頭に萬金を抛ち。又獒犬數千を畜ひ。之を飼ふに魚鳥の肉を以てし。之に纒はしむるに。錦繡の衣を以てせり。斯くて心を政事に用ゐざるのみならず。國用從ひて乏しきを告ぐるに至りければ。賦歛厚く加はり。賄賂また公行するに至れり。加之。管領長崎高資。其暗愚に乘して。私利を恣にしければ。天下怨望し。將士また離叛の色を顯はせり。北條氏の大叛を犯し。無道を行ひしにも係はらず。よく九代の久しきに傳へしものは。勤儉自ら率せるによれりと(日本歷史問答)。又北條氏起りてより。守時にて。政權を足利氏に奪はれたる。迄の代々の時代を擧ぐれは。

天皇	將軍	執權
後鳥羽	源頼朝	平時政
土御門	源頼家	平時政
	源實朝	平時政。義時
	政子	平義時。泰時
順徳	藤原頼經	平泰時(時房輔之)
後堀河		平泰時。經時
四條	藤原頼嗣	平經時(重時輔之)
後嵯峨		平時頼(重時輔之)
後深草		平時頼(政村輔之)
	宗尊親王	平長時(政村輔之)
龜山	惟康親王	平時宗(政村輔之)
		平時宗(義政輔之)
後宇多		平時宗(業時。貞時輔之)
伏見	久明親王	平貞時(業時輔之)
後伏見		平貞時(業時。宣時輔之)
		平貞時(師時。時村輔之)
後二條		平師時(時村。宗宣輔之)
花園	守邦親王	平師時(宗宣。凞時輔之)
		平凞時(貞顯。凞時輔之)
		平高時(貞顯輔之)
		平高時(貞顯。守時 維貞輔之)
後醍醐		平守時(維貞。茂時輔之)

○北條九代(平氏)。時政(時家子遠江守)。義時(時政二男陸奧守)。泰時(義時嫡子武藏守)。時氏(泰時嫡子修理亮)。經時(時氏嫡子武藏守)。時頼(經時弟相模守)。時宗(時頼二男左馬頭)。貞時(時宗嫡子相模守)。高時(貞時嫡子相模守)とす。

ホウロク 俸祿。(ホウキフを見よ)

ホカヰ 行器とは。一の食器をいふ。これは嘉祝の强飯なとを人に贈るに用ふる器なり。和漢三才圖會云。唐韻云。檕昇レ食器。」按檕。今云行器(保加比)。盛二瓷饋一爲二嘉祝之餉一。昇レ之者是乎。凡婚禮貨物亦衣架行器相雙。」和訓栞云。ほか

ゐ。行器をいふ。江家次第に外居と書り。足の地にそりたるをいふにや。大外居も見ゆ。」又貞丈雜記に。行器を古き書には外居と書たるもあり。東鑑三十四云。或は衝重外居等畵圖爲レ事云々。江家次第に云。大臣家大饗之條に。外居一荷とあり」と見えたり(カヒオケ參看)。

ボキハフ　簿記法。(シヨウゲフカクカウの部に見ゆ)

ホクカイダウ　北海道は。舊蝦夷にして。明治二年八月十五日。此地を十一國となす。則ち渡島(七郡)。後志(十七郡)。石狩(九郡)。天鹽(六郡)。北見(八郡)。膽振(八郡)。日高(七郡)。十勝(七郡)。釧路(七郡)。根室(五郡)。千島(五郡)。是なり。そも〳〵本道は我北門の鎖鑰にして。地を魯國に接し。尤邊戍を忽にす可からさる要所たり。其舊蝦夷の如きは。嘗て王化に潤はす。土人尤も未開頑愚にして。亦大に風俗をも殊にし。殆と我版圖外たるものゝ如し。又此地もと瘠土荒蕪の原野多く。土民亦稼穡の事を務めす。專ら漁獵を業とし。常に海草魚介を以て食料となせり。曩きに德川幕府蝦夷一圓を松前藩に委して之を統治し。傍ら邊境に備へしめたり。又當時箱館奉行を置けり。安政年間。箱館奉行堀織部正(當時著名の人)が。建議する所の蝦夷地開拓の策を可決し。大に開墾の事業を起し。頗る好結果を得たりといふ。さて又明治維新となりては開拓使を置き。大に亦た開墾の事業を擴張し。當時無產の徒を移して。開墾に從事せしめたり。爾來十五年二月。開拓使を廢して函館。札幌。根室の三縣を置きしが。其後十九年一月又右の三縣を廢して。更に北海道廳を置かれたり。從來北地開墾の事たる。明治政府は舊幕府の遺業を繼き。其開拓に着手せしより今日に至る。殆と二十有餘年。遂に一大富源を爲したり。而して又當初彼地へ移りし無資無產の移住民も。今は各田圃を所有し自活をなすに至ると聞けり。扨今これ等の結果を得たるは。畢竟政府の恩典と。其身の勞力とに由れるなるへし。本條は蝦夷地古代よりの沿革を畧叙し。それより維新前後の開墾事業の成績を示し。尙ほ將來の無資無產者を鼓舞誘導し。併せて事業家の參考に資せむとす。即ち其沿革左の如し。續日本史云。蝦夷其土人。髭髯如レ鰕。鰕與レ蝦音相通。故名二其國一云爾。或稱二蝦夷一。或稱二蝦狄一。或稱二野作一。或稱二毛人國一。在二陸奧之北海外一。故又稱二北倭一。地勢嶮磽。中央稍卑。瀦爲二二澤一。東澤南流入二東海一。西澤北流會二諸水一。爲二大河一入二西海一。地生二金銀一。人不レ知二鍛鍊一。砂金隨レ水流出。無レ採者。壤曠氣寒不レ宜二禾穀一。而無下君主御二其民一賦中其田上。不レ有二文字一不レ知二支干一。但以二寒暑一知レ年。以二盈虧一知レ月矣。不レ寶二金玉一。不レ解二音律一。男女皆徒跣。漁獵爲レ業。以食二其肉一。衣二其皮一。山有二熊羆麋鹿一。無二牛馬一。緋熊成レ群。疾走如レ箭。咀嚼害レ人。衆常畏二辟之一。水有二海豹海狗海獺巨鯨如レ山者一。又有二異魚一。其形如二江豚一。其鬣銳長。名二加志一。衆魚觸二其鬣一立死。國人捕レ之茹二其肉一。燃二其膏一利亦廣矣。有二鱒魚松魚一。松魚尤多。七八月間速レ尾泝レ水。流塞不レ通。有二昆布一其大者廣可二二尺一長數丈焉。鳥多二鷹隼鵰鶚一。無二雉鶴一。草有二百合花黑者一。」上古犯二掠奧越二州一。與二其國人一雜居焉。景行二十五年。遣二武内宿禰一。察二東北之地勢一。宿禰歸奏曰。東夷之中男女竝椎結文身。爲レ人勇悍。是曰二蝦夷一。土地沃饒而曠可二擊取一也。此蓋謂下在二奧越一者上也。故稱二土地沃饒一。四十年東夷叛。帝詔二日本武尊一曰。朕聞其東夷也。識性暴强。陵犯爲レ宗。村無レ長。邑無レ首。各貪二封境一相盜畧。其東夷中蝦夷最强。未三嘗服二王化一汝往征レ之。日本武率レ師至二蝦夷一。夷酋島津神國津神等。屯二於竹水門一。而望二王師一意知レ不レ可レ勝。悉捐二弓矢一謝レ罪。日本武俘二其首帥一而歸。」應神三年。蝦夷朝貢。即役二蝦夷一而作二廐坂道一。」仁德五十五年。蝦夷叛。帝遣二田道一往擊。」雄略二十三年。使三人征二新羅一蝦夷脇レ之。至二吉備國一夷人抄二掠傍郡一。」清寧四年。欽明元年。蝦夷人竝歸附。」敏達之世。蝦夷魁帥。綾糟盟曰。臣等自レ今以後子々孫々。用二淸明心一奉二事天闕一。」皇極元年越邊夷種。數千人内附。」齊明元年。召二北蝦夷九十九人。東蝦夷九十五人一。饗二之難波一。柵養夷種九人。津刈夷種六人。賜レ冠各二階。」四年。阿倍臣伐二蝦夷一。齶田淳代二郡夷人降。授二齶田長恩荷一。以二小乙上一。召二聚渡島等夷種一。大饗而歸。五年又遣二阿倍臣一討二蝦夷一。阿倍臣大饗二夷人一與二祿秩一。以二一隻船五彩帛一。祭二其土神一。前至二肉入籠一置二郡領一而歸。」是歲遣レ人使二唐國一。以二蝦夷男女二人一示二唐主一。唐主問曰。蝦夷幾種。曰三種。遠者都加留。次者麁蝦夷。近者熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲入二貢日本之朝一。問曰其國有二五穀一乎。曰無レ之。唯食レ肉。問曰有二屋舍一乎。曰無レ之。唯止二宿樹底一。」天武十一年。東蝦夷二十二人賜二爵位一。北蝦夷伊高岐那等請二俘人七千戶一爲二一郡一。乃聽レ之。」和銅二年東北蝦夷竝作レ亂。」養老四年東蝦夷叛。殺二按察使一。寶龜中又殺二按察使一。」延曆七年蝦夷亂。阪上田村麻呂。討平レ之。二十一年蝦夷酋大墓公盤具公等。卒二其衆五百餘人一而降。斬二其二酋一。由レ斯蝦夷不二復敢入貢一。」元慶二年出羽之夷種作レ亂。翌年平。其後陸奧。出羽等夷種漸微。内地至三一處無二留

者一。」世傳文治中源義經免レ難入二蝦夷一。其僕辨慶從レ之。義經居二東部一焉。土人承二其遺化一。而雄毅尙レ氣。諸部畏レ之。名二義經棲遲所一曰二波伊一。波伊謂二判官一也。土俗祝筵設レ饌。曰二遠岐久留美一。遠岐久留美。謂二廷尉一也。判官廷尉。並義經之稱也。西部有二辨慶碕一。」嘉吉三年。若狹守武田信廣。辟二世亂一踏レ海入二蝦夷一。信廣本姓源氏。後稱二蠣碕氏一。取二南界一略レ地至二北地一。拓闢四百二十里。當二斯時一夷俗旣移易焉。男被レ髮不レ冠。女子爲レ髻。頰顋手腕。黥二卉花一。而染レ唇用二靑草汁一。尊者耳穿二銀環一。卑者用二鉛錫一。營居結二藤蘿一。以支二柱楣一矣。房室不レ別二內外一。而親子昆弟雜居。以同二寢食一。而取二卉皮一。辟纑織レ布。偶得二中國絹帛一。輙珍異焉。人性好二鬪爭一。故有二兵器一。弓長不レ盈二四尺一。草皮爲レ弦。矢長尺餘。鹿骨爲レ鏃。淬以二毒草一。猶刃如レ鑿。木幹長五六尺。甲冑用二海驢皮一。而創痍不レ知二醫藥一。若有二疾疫痘疥一。則委二之山壑一。而人死莫レ有二喪服一。親屬互以二刀脊一擊二傷其額一。流血被レ面以顯二于痛悲一也。」信廣子爲二光廣一。永正十五年夷亂討平レ之。寖廣二疆域一。光廣生二義廣一。義廣生二季廣一。相繼任二若狹守一。季廣輙二撻隣敵一。誘二降邊氏一。以自封殖焉。威令大張。季廣生二慶廣一。天正中慶廣遣レ使入貢。請二內屬於豐臣秀吉一。許レ之。遂以二松前一爲レ氏。任二志摩。伊豆二守民部大輔一。於レ是蝦夷入二版籍一。慶長九年。慶廣奉二德川公命一。約二東蝦夷一。慶廣子孫累世爲二內臣一。」古來よりの沿革右のことし。【交通】今は靑森より函館へ航行の滊船便あれど。昔は靑森より西なる御厩の地方より松前へ通したり。一話一言に。耆山師いはく。廻國のもの蝦夷にいたるには。津輕外が濵より渡るを順路とす。外が濵より松前へ七里海路なり。勢瀨甚だ急灘にして。わたり船時々覆沒す。ゆゑに風を待つこと久し。東風土石を簸揚するの烈風にあらざれば。急灘をこゆる事なりがたく。雨晴をゑらばず。風勢に乘じ。一瞬にわたるといふ。江戶より津輕外が濵へ三百四十五里。松前大山に靠り。北海におもてし。甚だ富饒にして。東西三四十里。民家多くは破風づくりにして壯麗なり。町屋の城下十里程なり。金銀交通自在なり。一國すべて五穀を生ぜず。又野菜なし。ゆゑに耕作をなす事なし。獨活蕨蕗をとる。皆漁りをわざとす。たゞに自國の人のみにあらず。加賀。越前。近江の人おほく住居して漁網をなす。ゆゑに風俗も邊陲の人にはあらざる體もあり。三面に向たる國なれば。湊數箇所漁舶大凡數千艘ありて漁課を城主へ出す。一艘の稅賦金二兩なりといふ。これを以て松前の封入とはするなり。米穀はすべて津輕南部より海運して經用とするなり。津輕南部の邊部も松前の交易に非ざれば。亦金錢を得る事なし。松前より蝦夷へ陸路にて山嶮の草莽道なり。彼地に大田山あり。のぼり一里許なり。松前より蝦夷の地はじめの村を熊石村といふ。春彼岸前四五日より四月八日までをかぎりとす。ニシンをとりて干鰯とす。魚の子は則ち數の子となる。また秋八月より九月まで昆布をとりて萬國に出す。此運上を以て封税とするなり。」廻國のもの蝦夷へわたる行程。津輕外が濵より海上七里北へわたる。松前より西へ三十里。大田山上り一里。熊石五里。臼嶽上り一里半。山上に座像の釋迦佛あり。二丈二尺五寸の銅佛なり。草木土石ともに日の光に映ずる時は五色に見ゆるといふ。東北松前より五里カヤベ(エゾの地七里)。シリキシナイ。黒石。チシヤマンベシ(エゾ村へ十里)。渡り(刳木爲船)。臼村惠賛嶽(松前より十八里南部の向なり)。松前より(東方へ上サシノエゾ也)鳴動。」【蝦夷の方言】日本人をシヤモ。蝦夷人の男をアヒノ。女をメノコシ。父をアシヤンフ。母をハホ。姉をシヤハ。兄をイウホ。子供をヘカケ。火をアベ。水をワツカ。妹をツレン。鍋をシフ。碗をイタキ。茶碗をシマイタミ。米をアマヒ。酒をアママイ。煙草をタバ。煙管をセレンボ。錢をシヤモタカラ。藤織の衣をアツシ。アツシはエゾ細工なり。水を彈くゆゑ。漁父多くこれを著す。國中のもの皆これを著す。シナの根といふに似たり。夷俗好通等の罪を犯すときは。木椎を以て之をうつ。これをツチウチといふ。木椎の圖あり。わさびおろしのごとくなり。シリは鳥なり。ナイは澤なり。コタンは人家ある所なり。ベチは川なり。此類地名にくはし。」【カラフトの事】蝦夷地カラフトより北高麗の堺に川あり。四里ほどの所なりしが。年々砂にて埋りて。今は一里ほどになれり。カラフトは蝦夷人の語蝦の事をいふ。カラフトの島の形エビの形に似たる故也と。高橋梁山の話(庚午正月五日所聞)。一說。唐人の來るゆゑに。カラヒトといふといふは。鑿說なるへし」と見ゆ。カラフトの條下に委し。【風俗】又舊開拓使九等屬石田亙助が。土人の風俗習慣の大略を目擊せしところを。古書類などに參照して書綴りしものあり。下に錄すへし。舊土人景况概略。人種及び其起原は紛々の論雜駁の說あり。一に歸著するものなければ。採取す可きなし。故に此に記載する能はず。僅に男女の情態と其衣食住の景狀等を抄錄し。以て其一斑を辨するのみ。男子みな髮を被むり鬚を蓄へ。顏面は只鼻の凸突たると眼の燗々たるを見るのみ。而して髮は其肩を過れば之を切り。鬚は剃ることを忌て。其の長を貴しとす。故に鬚著しく長きものある時は。則ち衆土人之れを尊稱してカムイと云ふ。(カムイは神のことにて推尊するの意)。蓑笠を被らず。雨露に暴し。鞋履を用ひずして裸跣なり。然れども若し山谷に入るか。或は砂礫の遠きを行くときは。鹿皮。鮭魚皮等

ホクカ

ホクカ

にて製したる沓を履て歩す（女子又同し。且つ鮭皮の沓を製するには。先づ鱗を去りて之を能く乾固し。能く打て蹂とし。柔軟なるに及んで。絲を以て繍縫す）。耳は鐶を穿つて修飾となし。身體最とも毛多く。眉毛一條に連なり。其甚しきに至りては總身毛厚くして獸を欺むくが如きものあり。又妻妾数多娶るものあり。然れとも相互ひに嫉妬の念なく。親睦して生計を勵むと云。女子。凡そ女子は唇を針にて刺し。墨を容るゝを以て慣習とす。其刺黥の景狀を説んに。先づ年齢八九歳に及べば。上唇の中央に大豆大の黑點を刺し。徐々周回に及ぼす者にして。其刺墨全く終らざる中は男女の交りを嚴禁すと。然れども是又一定するにあらず。其地方に依ては臨嫁の時に至りて之れを施す。猶ほ吾俗鐵漿を施すが如く。其二心なきを表するものなりと云へり。或古書を散見するに。顔面花卉の狀を黥すとあり。今唇を刺すを見るに。只口の周回の黑きを見る。未だ顔面に雜花を刺すを見ず。知らず古昔このことを有て今なきや。手背には多く微細なる網目狀の刺染す。是嫁に歸くの際に刺墨する地方は。父母或は叔父母の刺す所にして。夫れに關せさる地方は。老練習熟の爺嫗等の刺すなりと云へり。然るに官廳にて此慣習を矯正せんことを欲し。數年前より堅く之を禁ず。又耳環は男子より稍小形なるを連環し。之れに粧飾するに五色の絹綿布を用ふ。且鏡を以て第一の寶器なりとす。其形ち方圓一ならす。方なるをイモタチと云ふ。銅質にして蠟を塗り銀を以て花草藻の容を鏤め。或は玻瓈を以てす。其頸に懸繫ぐ所の緒に貫くに珠玉銅鐵等を以て飾とす。其の巧妙を盡すと云ふべし。土人首長の婦女吉凶の事あるときは。此の器を頸に懸け鏡面を胸前に垂れ。而して禮を爲す。此器元來北韃靼の製なりとも云ひ。又往古陸羽地方より傳來したるもの多く存するとも云ふ。之れを要するに惡魔邪鬼を消彌の器なりとす。既に前に説く如く冬季と雖も亦漁具の術あり。然ども是れ固些少に過きず。故に夏季草根を掘り。草葉を摘みて能く乾晒し。舂きて細粉となし。糟粕は乾固して餅の如くになし。粉は乾曝して葛の如く製して貯蓄す。其食する時は團丸にして魚油にて煮て食す（魚油は小鯡其他の魚類より得たるを用ふ。渾て油は食物中殆んと離る可からざる者の如し）。又或は海水を以て煮て食ふ者ありと雖も。其全く海岸と隔絶せる深山に幽居する者は。啻に白湯を以て烹煮し。瑣少の鹽も含まざるものを食する者あり。其食する草五十三種ありて。皆自然に山野溪澤に生ずるなり。而して其名は侏離鴂舌の語なるを以て。解し難たければ。僅かに譯する所の者を擧げんに。防風。薊。款冬。覆盆子。桔梗。虎杖。蘘蘠等にして。何れも開けたる人の食するものと同じ。以上述ぶる所のものは穀食せざる景況を摘撮するものなれば。今其の穀食の事を說き。以て此項を全うせんとす。土人穀食をアマヽと云ふ。烹ることをシユケと唱ふ。故にアマヽシユケとは穀食を烹ると云事なり。又炊くとも云。烹ると謂るものは土人の境遇當時未だ飯に爲すことを知らず。唯水を多く入れ粥に烹るのみなり。此を以て斯くは稱するなり。又一種の草の葉根ラタ子を（考ふるにラタ子は蘘蘠のことなるか土人の多く培作する所なり）食するには。汁に烹て食ふなり。其食せんとする時掘出し來りて根葉共に截斷して魚肉を混同し。鍋に入れ海水を以て。鹽氣の適度を計り。烹熟して食するなり。是をラタ子チハワと稱す。チパワとは汁のことを云ふものにして。ラタ子を入れたる汁と云ふ義なり。之れを開けたる人に比して言はんには。アマヽは猶飯の如く。ラタ子は猶菜汁等の如し。然れども土人の習ひ敢て定まりたるに非ず。二つともに糧食とす。而して此等糧食に拘はる事業は專ら女子の業と爲すこと。亦開けたる人に異なるなし。其食する有樣を叙述せんに。穀を食ふことをアマヽイベと云ふ。多は一日に兩度なり。時により客人來りて物語る夜には三四度餘にも及ぶことあり。是蓋し食事の確定せざるものにして。開けたる人の矩矱整正なるものと固より比して論じ難きものとす。而て其食するには。先初め汁を食して後粥を食するの習俗なり。又開けたる人の如く汁をも粥をも一同に烹炊し等しく食するに非ず。一個の鍋にて烹爨するを以て。汁を烹て食し終つて後粥を炊ぎ食す。又稀には魚のみを湯煮にして食することもありと雖も。先汁と粥とを以て日々の常食となすなり。其汁と粥とを（粥に又魚油を入るゝこともあり）食する既に前に述ぶるが如く。亦決して一方に偏するに非ず。汁をのみ啜りて他を食はざるときもあり。右三種の物を食するに幾椀をも飽食を爲さず。一椀を以て限れるが如し。其三種の中或は二種あるも一種あるも。各一椀を限りて止む。是等のことは如何なる因故より定むる者か饕歛均しからざるも。敢て意とせざるは奇なる習慣と云ふ可きなり。稼穡。男子已に十歲許になれば朝暮船を蕩し。或は海に游泳し。或は入水して魚貝を捕り。又は弓矢を帶び山野に徃き。鳥獸を逐ふ等。渾べて漁獵の事のみを專らとし。生長に及んで。能く習熟せんことを計り。且好で犬を飼ふ。其食餌は概れ已が食の贏れるもの。及び魚獸の骨を與ふ。然るに其馴從使役せらるゝこと。內地諸州にある處の犬と雖とも亦遠く及ばざる者にして。或は獸獵の爲めに山獄に使役せられ。或は地方によりては雪車を牽かしめ。又或は船を陸に引上げんとするに使役するの類。務めて利用をなさしめ。已れを補益せしむるが如き。啻に

ホクカ

生活の道に汲々するのみ實に感賞す可し。女子も又然り。相互ひに力を協せ船より魚を家に運び之を晒乾し。又は脂肪を取る等の類。皆縫針の暇に男子の業を助くること。其の功勞實に僅少ならず。【療病】土人疾病あるときはイコマと云へる草の根を白湯にて煎じ之を服し。或は鯨肉膃肭臍熊膽等を服藥するに。往々其功を奏するとぞ。今を去る數十年前政府より醫師を遣はし。土人の病を診察せしめ種々藥を與ふると雖ども。之を服することを好まず。却て古來馴染たる祈禱を喜ぶ等。愚陋の風化し難く。又疫痘其他傳染病を忌避ること最も甚だしとす。若し之を患ふるものあれば父子兄弟の親きをも棄て顧みず。或は山中に隱匿れ。又は他の部落に逃避るが如き頑督の慣習なりしが。今や概ね然らず。既に去る明治六年中種痘の法を施さんと土人等平生最も馴致信認する所の者を撰んで。先導諭解の媒妁となし。以て其法を試みるに皆命に背くものなく。種痘大いに行はれ。其効驗も亦著しきを以て。爾來從前の風習を蟬脱するの域に向へり。【工業】擇捉地方の土人は稍化域に進歩するの景狀あるを以て各自分業に就く。故に鍛冶を職とする者あれば。大工を業と爲す者あり。或は商業に孜々する者有る等。假令他の供給を仰かざるも亦聊か支障するの憂なく。生計を立つるを得ると雖も。其他を概視すれば陶鑄漆器の匠工なしと云ふも可なりとす。然ども亦一二の長ずるものなきに非ず。先第一を彫鏤とす。小刀の鞘或は柄等みな彫鏤して文を成し。文多くは波文魚鱗を作り。亦能く凹文を刻を好む。皆他人に計らずして之を作す。其鏤刻するや。初め範規を設け。刀に隨て文を成し。自ら其宜きを得るを以て止む。漁獵者には巧みなるものを見ず。概ね海に遠く閑暇無事のもの多く之を善くす。刃は別に鑄成するに非ず。皆他より仰で用ふ。性亦良く刀を磨ぐ。至鈍の刀と雖も一度土人の手を經れば。水には鮫を斬るべく。陸には熊を斬る可く。鋭利最も妙なり。其鋭利なるが故に。船の製造を爲すにも用ふる者有りとす。而して其船を製造するや。巧みなるものに非ずして甚だ粗麁なるものなり。川渡船等を製するには。只丸き木材を鑿穿ちて船となし。漁船を製するには大凡柳の大材を得て。之を乾枯し。徐々刳鑿ちて。船腹又は左右の舷となす。之れを組成して船となすには紐を以て結付け。紐は多く「海馬」の皮を用ふ。時として柳の若枝。若しくは蝦松の根の稍細きものを二つ割として用ふ。其結付けし間には苔の乾晒したるものを挿入るが如きの類。輕々看過せば甚だ危險を覺ゆると雖も。其久しきに堪ふるを以て之れを推せば。則ち稍堅固なるを知るに足るべし。又航海せんと欲するには船具乃ち櫓櫂の類は。入用の外に豫備を携帶するを不祥なりとし。若し船具の損ずるあらば。到る所に作成して缺を補ふを習慣とす。【珍寶】凡罪あるものは償ふに寶を以てす。寶は大抵內地の古兵具とす。甲冑刀劔及び鍔其他刀屬の類。金銀裝飾觀美人目を奪ふものを貴重とす。其罪を償ふが如きは輕重に隨て寶に亦增減あり。至重の罪と雖も償ふ可らざるものなし。故に倘身命より重ずるが如し。土人の首長乃ち重立たる者は久しく年數を經る所の古代の物を保存し。人の觀覽せんことを乞ふときは喜悅して其乞に應じ。且慇懃に接待するもの有りと雖とも。又或は其遺失せんことを懼れて。之れを深山幽谷の中に埋沒し。妻子兄弟と雖ども。亦與知る所に非ざる者あり。【生育】孕婦分娩すれば。其身自ら河海に就て生子を洗滌し醫藥を用ず。唯祈禱厭勝の法を行ふのみ。【祭祀】曾て神社を建營することなく。神をカモイと稱して別に定りたる神靈を倘拜せず。只山野に火を點し草木を燒き。其火に向て心事を祈ることあり。又た日月及び源義經を拜するものありと。其渾ての祭祀ある毎に。必ず尺內外の木を削りて。上の髯鬚となし。則ち圖の如き(方言イナヲ)神幣を造り之を奉るを以て定例となす【禮讓】久しく離別するの親戚に相逢ふときは。其禮を叙ぶるに兩額相當互ひに其兩耳を捉て。涕泣良久うして退き。再拜して後。先第一に別後の事歷を擧け。叙て他に及ぼす。其事歷を言ひ終らざるに何等の用事を談すると雖とも。決して是れに應するなし。而して其禮儀は老人には最も鄭重なりとす。途中老爺嫗に逢て。路を讓るが如きは。其正肅の情態。筆能く記し得へき所にあらし。【智力】暦日なし。故に父母の諱日を知らず。己れが生年月日を知らず。文字なし。故に歷世古今を知らず。唯少時老年を擧て之れを言ふ。蓋し其記憶する所二三十年に過ぐる能はず。【樂器】土人音曲に用ふる三絃線あり。其狀琵琶に稍髣髴して大小一樣ならず。之を製作するには木を琵琶狀に削成し。楕圓の處を刳鑿ち其上に薄板を粘付し。之にカラムシの皮にて製せる(カラムシは麻の一種)絲三筋を施こし。指爪を以て彈ずるに鏘々として音を發す。又口に含て鳴す者あり。鐵を(ヨ)此の如く製し土人之をモックリと云ふ。口に啣み指爪を中眞の針に掛けて鳴す。是亦鏗々妙音を出す。前に書載するの外喪禮。熊祭。舞踏。婚姻其他種々の慣行ありと雖とも。說多岐に涉るを以て一々縷述する能はざるのみならず。既に書載し來るものと雖ども。渾て土人と稱するもの皆悉く然るに非ず。如何となれば其土人の中稍開くるものあり。亦未だ開けざるものあり。或は貧しきあれば富めるあり。固一樣に論究す可らざる者にして。其開未開と貧富とに據りて。平生の動作より衣食住に至る迄又自ら懸隔あるなり。【衣服】地方によ

ホクカ

り秋冬の候には。熊鹿犬狐の裘を著し。或は出產の物品を以て諸國の舊服に易へて服する者ありと雖とも。概ね厚總を以て常衣とす。其の厚總を紡織するには土人の婦女春初融雪の候。土言オヒヨウ（和名マキ漢名楡）。赤タモ（和名ニレ漢名楡）。兩樹の皮を剝取り。外部の黑皮を去り。稍內部にある膜皮を精撰し。之を河水に浸すこと大凡三十日にして。其間屢々水より揚げて壓搾すること數回。極めて柔軟晒白ならしめ。濕氣の去るを見て。之を乾晒し。指爪を以て細割織絲となし。煉染の巧を施さず。直に迂緩なる機に上せて織成す。其枝皮製を土言チヒウアルス楡皮製をニーアパルスと稱すれども。土人にあらざるもの單に之をアッシと唱ふ。能く雨露に堪ゆること妙なりとす。文どろに刺繡を以てするは。攝津。大和其他の諸國より到る處の紺木綿等を細纖に裁つて。領袖等或は裔の邊へ電紋の如く施し。其上を絲を以て刺繡す。其精巧見るべきものあり。帶をムルリと云ふ。絲にて組たるなり。平打に組織せるを云ふ。丸く組織せるを亦厚總と云ふ。是皆平生服する所にして。獸皮の製亦柔軟にして著やすきものなり。然るに古昔酋長と稱するものは。身に錦を服し。袿には黑天鵝絨に金絲を以て龍を縫しものを著せる者あり。今に至りても尙ほ紅錦の陣羽織（陣羽織は本邦古昔武具の一にして出陣するときの服）形のものを著するものあり（錦は夷錦と云ふ韃靼滿州の產なり。龍形を繡ひしもの最も之を貴重す）。袿皆左を常とす。【食糧】食糧は深山に住する者と海岸に居るものとに據りて自ら異なるものにして。其深山に住するものは熊鹿及び狐等を獵獲して食となす。其獵獲するの術種々あり。或は鉾を以てするものあり。又は罠窖毒矢等を以てするものある等。一々此に縷述する能はず（深山に住するものと雖ども概ね河畔溪邊に住居す）。又海岸に住するものは魚肉を以て常食とす。其魚を漁するの術も又頗る多く。短簡の能く盡す所に非すと雖とも。概略網又はカチウカニ（銛なり）の柄の長きこと四間許。之れを以て海魚を刺衝す。海底深きときは亦柄を加へて用ひ。冬季河海の水氷凝し充分の漁魚を爲す能はざる時は。氷上に七八寸回りの小孔を穿つて。其傍らに獸皮等を敷き。座して魚の浮泳を瞰視し。銛を以て刺衝す。其妙實に驚く可し。其氷結の渡るに堪るや否やを卜するには。必ずしも犬或は狐等の足跡を見るの後之を踏む。然らずんは危險となして此業を爲さず。又氷上瑣少の積雪あるも踏まず。透明鏡の如きを以て好機とす。時として又六七尺以上の木杖を佩帶して濟ることありと。蓋し氷を踏破り身墜落せんとするときの豫防なるべし。而して其獲たる魚を烹食するには海水を以てす。貯蓄には乾固して干魚干肉となして藏するを常とす。今其の概略を說かんに。先北海道の中其東洋に面するを東地とし。西海に瀕するを西地とし。而して其の西地は東地より開くること稍先するのみならず。草根木皮不足なるを以て。多く穀類と魚類のみを食すれば。糧食も稍上等なれど。東地は之に反し多く草根草葉を交て食す。故に稍下等なりとす。且函館支廳管內にある土人を見るに。或は殷富にして家屋美麗。髮を梳り鬚を斷り湯浴怠りなく。身に綿布を纏ひ。頭に笠傘を蓋ひ。一目にては甄別する能はざる者あり。又稀に女子のみ絃を彈じ。舞踏を能するものあるが如き。教化の至れるものあるを見る。其聞處によれば。札幌本廳管轄及び根室支廳管轄にも往々如斯きものありと。是れ一方に偏して論ず可らさる所以なり。偖已に男女の情態及び衣食住其他各種のものを略述したるを以て。今又【土人人口】の統計表に就て。其增減の如何を說明せんとす。而して其土人なるものは古昔之を區別すと雖とも。明治五年に戶籍を精密に爲すに方り。政度教育の異なる無きを以て。一般の民族と同じく皆齒列して戶籍簿を作り。其後依然變遷せざりしが。近年又統計法の緻密を要するを以て。自ら其中を區分表章するに至れり。故に其の間纖斷遺憾なき能はず。然りと雖とも。今其纖斷を厭ふときは一も章明するものなく。又比較を爲す能はざるを以て。皆從來統計しある所のものを以て左に揭ぐ。開拓使札幌本廳の管轄乃ち日高國一圓。石狩國一圓。十勝國一圓。後志國九郡。北見國四郡。膽振國七郡を統計する所の。明治四年。同五年。同十年。同十一年。四ヶ年間表章するものを見るに。其四年の土人は戶數三千四百七十五戶。人員一萬六千百六十二人。內譯男八千二百十七人。女七千九百四十五人とし。漸次差等ありて明治十一年に至りて。二千七百二十五戶。人員一萬三千三百二十六人。內男六千六百六十四人。女六千六百六十二人とす。乃ち左に各年の員數を表章し。且遞次比較を爲す。

札幌本廳管轄土人統計表　毎年十二月末の調

科目／年季	戶數	比較 明治四年 增	比較 明治四年 減	比較 同五年 增	比較 同五年 減	比較 同十年 增	比較 同十年 減
明治四年	三、四七五						
明治五年	三、四九四	一九					
明治十年	二、八七三		六〇二		六二一		
明治十一年	二、七二五		七五〇		七六九		一四八

口 男	女	計	比較 明治四年 增減	同五年 增減	同十年 增減
八、二一七	七、九四二	一六、一六二			
七、六九四	七、五六九	一五、二六三	八九九		
六、五三九	六、六〇三	一三、一四二	三、〇二〇	二、一二一	
六、六六四	六、六六二	一三、三二六	二、八三六	一、一二一	一八七

猶アイヌの部を參看すべし。

【寛政元年久奈志利島の騒動】は世人の知る所なるが。玆に詳なる記事あれば下に抄出す。寛政年間蝦夷久奈志利地方擾亂の本末は。世上未其の詳細を知らざるが如く。又揣摩憶測の言往々其の間にあるやに思はる。左の記事は誰人の手に成れるを知らずと雖も。記事詳委巨細擧げざるは無く。且當時政法の一斑を見るに足る者あるを以て。是亦世上の參考に供せんとす。寛政元己酉年五月十三日之夜。蝦夷人聊騒擾有之。右に付松前より爲制人數被差越。猶又其上最寄之方へ人數手當被仰付候書付之寫。松前志摩守より閏六月十八日松平伊豆守殿へ差出候屆書。私領分蝦夷地クナシリと申處之夷人何樣之儀に候哉。此方より爲介抱交易參候者四人程及殺害候段。アツケシと申處之夷地へ罷越候者共在處へ罷歸申達候に付。吟味之上取鎭爲仕置家來之者共差遣候。尤松前より里數隔り。實否難相分候間。右家來之者共罷歸候上。委細可申上候得共。延引仕候に付。此段先御屆申上候以上。六月十八日松前志摩守。」先達而御屆申上候クナシリと申處之蝦夷人及騒動。右近邊蝦夷地へ爲交易參候船主在處歸帆仕候に付。船中之者へ再應相糺候所。クナシリ島へ爲交易參候者を何故候哉。多分及殺害候由。右近邊蝦夷共より傳承候者。發端荷物改足輕勘平と申者。クナシリ島頭立候蝦夷人病氣に而藥與へ候處相果申候に付。依之蝦夷共及騒動候樣風聞仕候。併一體クナシリ一件之儀全交易之者へ對候て之騒動と奉察候。先達而申上候四人死骸之外は見屆候者無之。多分及殺害候段。右近邊之蝦夷共風說仕候由御座候。クナシリ近邊之蝦夷共へ交易船之者共申候者。クナシリ騒動に付。此度者荷物改交易不仕。致歸帆候樣申候處。右近邊頭立候蝦夷人申候は。此度介抱荷改も不致候而は。別心有之樣相聞申譯も無之由に付。例年之通交易荷改も致吳候樣達而相賴。勿論別心無之申譯之ため手給タンチツフ貳振差越候。左候得は外蝦夷地違變無御座候。全クナシリ限り及擾亂候事と奉存候得共。一體大勢及殺害候風說之心底に而は。此方より差向候家來共へ及手向候も難計。萬一火急に人數入候節者。松前より里數も三百里餘隔候得共。早速虛實相知候樣。兼而手段申合遣候。尤彼地へ差遣候家來共より注進次第。私出馬迄之人數手當仕罷在候。誠に領內之儀に御座候得者。風說のみ申上候も奉恐入。殊に海上風波之土地。品に寄候得者。外々風說奉入御聽候よりも延引可仕も難計奉存候。此段御聞置可被成下候。一體彼地へ遣候家來共より不申越候內は。及殺害候生死之人別も得と難相知奉存候間。實否相分次第追々可申上候得共。先此段御屆申上候以上。閏六月二十日。松前志摩守。」閏六月二十五日被仰付候趣。南部慶次郎へ。蝦夷人何故候哉。聊及騒擾候旨相聞候。早速松前より家來差遣取鎭候旨相屆候間。最早相鎭候事に可有之候。乍併何れにも外國之儀萬一取鎭候人數不足之儀も候者。其方へ人數之儀申遣候樣松前志摩守へ相達候間。申越次第人數早速差出志摩守相談。蝦夷取鎭候樣可被致候。」津輕土佐守へ。右同文言。」南部內藏頭へ。右同文言。」松前志摩守へ。蝦夷何故候哉。聊及騒擾候旨相聞。其方家來早速差出取鎭候旨相屆候間。最早相鎭候事に可有之。乍然外國之義萬一取鎭之人數不足之儀候得者。南部慶次郎。津輕土佐守。南部內藏頭へ人數差出候儀可被申越。尤其方より申遣次第早々人數差出。其方相談蝦夷取鎭候樣に右面々へ申達置候間可被得其意候。閏六月。」南部慶次郎家來被呼出被仰渡候趣。蝦夷人聊及騒擾候に付。時宜に寄津輕土佐守人數蝦夷地へ罷越候節。彼地より注進之儀其方領分へ著船之儀も可有之候間。其趣相心得可被申候。尤南部內藏頭へも右之段相達し置候樣可被致候。閏六月。」南部兩家津輕家より御用番松平伊豆守殿へ伺書竝御付札。蝦夷人聊及騒擾候旨相聞候に付。松前志摩守家來差遣取鎭候趣に御座候得共。外國之儀若取鎭人數不足之儀も御座候得者。志摩守より申越次第人數早々差出。相談取鎭候樣被仰渡候趣奉畏。早速在所へ申付候。然處右人數松前最寄領分堺へ出張可爲仕候哉。又は城下に相揃置申越次第早々差出候樣可仕候哉。猶又此段申遣度奉伺候以上。閏六月二十七日。」南部慶次郎。御付札。出張爲致候に不及。城下に揃置候樣可被致候。同文言略之。城下と有之候處陣屋に相揃置と有之。御付札。出張爲致候に不及。陣屋に揃置候樣可被致候。」覺。蝦夷人騒擾萬一相募候樣。松前志摩守申越次第。松前へ渡海爲仕人數之儀私領中松前渡海之場所迄。兼而差出置可申哉之事。御付札。人數之儀。渡海之場所迄差出置に不及候。」松前へ人數遣節順風無之。或風波荒御座候者如何可仕候哉事。御付札。時宜次第之事に候間兼而差圖難及候。」松前へ人數差遣候者。境目切に爲働可申哉。御付札。境目切にも不限。松前志摩守相談時宜次第。爲働可被申候。」松前へ人數差遣候は同所より注進之儀。海上依風。萬一秋田南部へも著船可爲仕候哉。

ホクカ

左樣無御座候は事に寄注進遲々仕候儀も可有御座候間。右兩所へ兼而御達置被下度候事。御付札。注進著船之儀令承知候。右之通奉伺候以上。閏六月二十七日。津輕土佐守。」佐竹右京大夫家來より伊豆守殿用人へ出候書付。當五月中旬頃より於蝦夷地何事に御座候哉。爭論有之騷々敷手負死人等も餘程有之由風說國元へ相聞申候。海上を隔國を隔殊に土地柄に而實否相分り不申候得共。蝦夷人蜂起之筋にも相聞候は。風說なからも早速申上候儀に可有御座候處。全左樣之筋にも無之由。乍去異國之儀に御座候間。御懇意之御方々樣に而は。各樣迄も御咄申入御內聽に入置候而可然。併風說之儀故。實に聊之事に而。松前志摩守樣より御屆も無之程之少事に御座候得は。其儀にも及申間敷旨。從國元申越候。且又松前問屋より右京大夫領分能代と申所之問屋共へ。以飛札此度之儀は東蝦夷地クナシリと申處之儀に而。大騷成儀にては無之。諸商賣向差障毛頭無之候間。無心遣。客船等仕候樣にと態々申越候。隨而志摩守樣には世評之趣に相違。至而瑣細之儀故。御取鎭被仰付。御屆等は不被仰上候由に御座候得共。國元へ相聞儀は誠に風說と奉存候。依之奉入御內聽候儀は差控申候。乍去國元より申越候趣も御座候間。此儀各樣限に御聞置被下度候以上。閏六月。佐竹右京大夫內芳賀九左衛門。松平伊豆守樣御用人中樣。松前志摩守領分蝦夷クナシリと申處之夷人如何之儀に候哉。此方より爲介抱交易參居候者四人程及殺害候段。アッケシと申處之夷地に罷越候者共罷歸申達候に付。取鎭爲仕置家來之者共差遣候。尤松前より里數も隔實否も難分候間。右家來之者共罷歸候上にて可申上候得共延引仕候に付。今朝御用番松平伊豆守樣へ御屆書差上候處。無滯御受取被成候。此段其御方樣へ御知可申出旨。志摩守被申候に付如斯御座候以上。閏六月十八日。橫井關左衛門。高畠得左衛門樣。加關惣兵衛樣。右は志摩守留守居より。立花左近將監留守居迄申來候書面寫候由。寬政元年巳酉五月七日。」蝦夷クナシリ松前騷動竝海陸固め人數。」下夷之場處運上請負之者。南部森岡領大畑村竹川久右衛門申請。然處請所之手代荷物拵方人數四十人遣置。松前樣より御役人壹人被遣候。此場所久名尻と申島にて御座候。」アッケシと申處にて竹川久右衛門手船造立仕候に付。大工木挽船頭水主三十餘人參候。尤千六百石積にて御座候。」久名尻の蝦夷の大將ツキノイと申者。一騎當千の勇猛の大力也。長六尺七寸面體あらく。髭は三尺餘有之。錦の袋に入大切に仕候由。手下五百人餘御座候。然處に松前樣の御下知を願申請候而。諸事取替物等心安可致處。近年請負之者共殊の外無體に取替掠めとられ候事殘念之事に存。當年至而鯡漁も無之。此通に而は濟兼候事なれは。一揆を企。あしき者共打殺可申旨。大將ツキノイ手下之者五百人餘りへ下知をなし。寬政元年己酉五月七日の夜八時寢入たる所へ押寄入。一番に役人に鑓付たり。松前役人竹田勘平定澄生年三十五歲。大通丸船頭水主四十人之內二人は助り。此二人行衛不知候。久名尻に居合候役人手代手傳一人も不殘切殺され申候由。松前樣より此騷動安からぬ事なれはとて。海陸とも御固め被仰出。」固め役人。總大將松前見次。軍師蠣崎彌四郎。後殿秋山幸右衛門。副將新井田孫三郎。弓奉行鈴木彌市。鐵砲奉行松井藤兵衛。騎馬三十騎。侍方五十人。足輕百人。雜兵百人外に兵船三十艘(道具を積)。右之通海上固め也。總大將松前平覺。副將秋山覺左衛門。軍師淺井幸兵衛。後殿淺利瀨左衛門。鐵砲奉行工藤淸右衛門。弓奉行石卷多兵衛。騎馬二十騎。侍方五十人。足輕百人。雜兵百人。外に早船二艘。遠見奉行成田勝之助遠眼鏡二本。右は陸之固め。」大畑御代官田名部御役所詰合盛岡より御一人御出。逃歸り候者共日々御尋有之候由。」大通丸船中十人。松前之者二十四人。御目附一人。竹田勘平。大畑支配人不殘。同所傳藏支配人。同所庄右衛門支配人。同安渡石松。下風呂德。新川勘兵衛。關根作助。折川傳藏。正津川定吉。下町與四郎都合七十五人餘死。助命之者十七人大工。木挽も有之候。アッケシクスリよりも逃歸也。此大變最中盛岡。松前兩方之役人日々相談有之候由。但夷人平日水をふくみふき出し候へば。霧のごとくに相成かたち見え不申。是を名付てコサフキと申候由。又芝隱とて立向ひ候節打ふし候へばかたち見え不申候。弓術尤宜しく毒箭を射申候由。右南部內藏頭樣御在所より申來候由。即御同所樣留守居喜多島氏より借用寫候者也。寬政元年己酉閏六月。館林藩中上野代右衛門判。」松前志摩守家來蝦夷取鎭歸著。先手弓一張。鐵砲二挺。鎧櫃(口取二人)。騎馬新井田孫三郎。若黨二人。鑓。挾箱。二番同前。三番鎧櫃(口取二人)。騎馬一人。若黨二人。鑓挾箱。四番同前。五番首箱七つ(五級入五つ七級入二つ)。六番鎧櫃(口取二人)。騎馬一人。若黨二人。鑓挾箱。七番同前。八番足輕三人。通詞三人(大小)。引裂羽織。九番長蝦夷十一人(不殘唐太の十德を著す)。十番中蝦夷十一人宛二行(蝦夷綴れを著す唐木綿之由至極美事なるものなり)。十一番通詞二人(大小)引裂羽織。十二番クナシリ月の位祖母(唐太の十德を著す)。手引一人六尺餘の女蝦夷。十三番祖母の腰元女蝦夷人七人(不殘唐太の十德を著す)。十四番足輕三人。押弓一張。鐵砲二挺。鎧櫃(口取二人)。騎馬蠣崎茂兵衛若黨二人。鑓挾箱。騎馬之輩は何も小手脚當陣羽織。右之行列にて大澤村と申處より。九月六日役所迄參著。

同所にて首請取渡相濟夫より不殘登城。松前樣より蝦夷共へ被下物米三百俵(但蝦夷米八升入)。酒百樽。九月九日頭取蝦夷八人之首八級猿門。マメキリ。イヌクマ。ホニシアイヌ。サケチレ。チウトカン。ホロエメキ。シトヌイ。ケウトモヒシケ。クナシリ月ノイ祖母へ。松前樣より女中衣裳等被下候由。右行列書津輕土佐守殿國許家來より主人へ書上候由。右蝦夷久名尻嶼擾亂記一帖。借請津田氏謄寫焉。于時寛政二年秋九月。椿亭誌。」寛政元年酉五月二日東蝦夷地クナシリ島騷動に付。右取鎭爲先手新井田孫三郎。松江茂兵衞。松前平角。蠣崎久吾。秋山角左衞門。高橋喜兵衞。松井源七。鈴木文次。六月二日被申付。其外醫師徒目付足輕通詞總人數二百餘人六月十一日より追々出立仕候。尤出立已前新井田孫三郎支配所蝦夷人用立候者見立。六人爲間者早速申付。彼地之樣子追々爲相知候樣得と申含差遣候。夫より總勢同二十一日サワラと申所著仕。當所村役人共呼出申付候は。東蝦夷異變之節。飛脚にては遠島之事故。遲成候に付。烽火を以合圖致候間。右之趣急度相守候樣申渡。則烽火場見立同所砂揚と申所へ爲拵申候。此所より志摩守在所へは早馬を以注進仕候樣。手當申付置候。且又當所よりエントモと申所迄陸通り難所に而馬足相立兼候間。兼而申合右サワラよりエントモ迄船に而馬二十四餘爲相渡置。同二十二日順風に而エントモへ總人數渡船仕候。翌二十三日萬事取調に付滯留仕候。」道中總勢心得之旨申渡候儀左之通。道中心得之事。」今度クナシリ島取鎭之事は。攻戰のみを專として平均可致儀に無之。誠潔白之道理を以。歸伏爲致取鎭候事に候得は。通行之中ともに蝦夷人へ對し。非分之儀無之樣可相守事。」貝を聞用意可致事。」拍子木を聞食事可致事。」二番貝を聞發足之事。」道中供之者前後不成樣可相心得事。」少しの物成りとも蝦夷人と賣買致間敷事。」博奕は不及申。賭物竝喧嘩口論不致樣堅可相守事。」蝦夷長人は不及申。人足之蝦夷たり共厚手當可致事。」總勢は勿論通詞たりとも。無下知蝦夷人と物陰に而內談等不可致事。右箇條之趣於相背は。糺之上嚴科可行者也。六月。執頭。總勢へ。右之通相觸。尙又道中下宿々へも張置候樣申渡候。」同二十四日ホロベツと申所へ著。同所アヨロ竝ハシベツと申所之崎へ烽火爲拵置。急飛脚之手當申付。」同二十五日シラチヒと申所へ著。同所シキウと申所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。當所蝦夷長人上下十二人召連候樣申付候。翌二十六日大風雨に而滯留仕候。」同二十七日ユウブツと申所へ著。同フイバツフ竝ソトマへと云所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。當所蝦夷長人上下四十二人召連申。」同二十八日サルと申所へ著。同所シノタへと申所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。」同晦日シブチヤリと申所へ著。同所シンヌツと申所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。蝦夷長人四人召連申候。」同所シツナイ崎と申所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當申付候。」同日ミツイシと申所へ著。カスシラリ竝ツシラクと申所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。且此所へ粮米之用意仕置蝦夷人上下七人召連申候。」閏六月朔日ウハカワと申所へ著。同所崎へ烽火爲拵置。急飛脚之手當申付候。長人上下四人召連候。」同二日シヤマニと申所へ著。同所崎へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。蝦夷人長人上下五人召連申候。是より先々至而嶮岨に而馬足難相立。當所へ馬不殘差置。此所よりトカチと申所迄は至而難所有之候。」同三日ホロイツミと申所へ著。同エントモカワと申所へ烽火爲拵置。尤里數も隔り候間隨分右火相立候樣申付。急飛脚之手當申付候。蝦夷長人上下四人召連申候。此所に粮米用意仕置候。」同四日サルランと申所に著。同所ヒロシと申所迄之間烽火難相見土地に而。陸海之早飛脚申付置候」同五日ヒロウと申所へ著。同所へ烽火爲拵置陸海急飛脚之手當申付候。」同六日トウフイと申所へ著。」同七日チ蠹ツナイと申所へ著致候處。東蝦夷地アツケシ長人共上下七十二人。ヘッ蠹ヤフ長人共上下十三人。シラヌカ長人上下四人。都合八十九人船七艘に而出迎罷越當所へ相控居。且又騷動境內チラチイと申所に而助命仕候大通丸水主正藏と申者を。右蝦夷人召連罷越候。途中之事故一通相尋。委敷相尋候儀有之シラヌカと申所迄召連候。」同八日ユウトフと申所へ著。同所へ烽火爲拵置急飛脚之手當も申付候。」同九日シラヌカと申所へ著。同所崎へ烽火爲拵置。急飛脚之手當も申付候。當所長人上下八人召連候趣申渡候。尤當所は諸方へ之通行宜土地。殊に騷之樣子相糺候儀も有之。又猶手段之儀も御座候間。暫之內滯留仕候。」チクシトイと申所之蝦夷長人上下七人。クスリと申所之蝦夷之長人上下三十四人に而爲出迎罷出候。」是迄出迎に罷出候長人共不殘呼出相尋候處。騷動之樣子傳へ承り候。アツケシ蝦夷人共之申口左之通御座候。アツケシ長人シモチ。イニンカリ。イコンノスケ。スウチヤンテクル。シトキンラ。シリマメト。チヤアマ。コエフリ。チヨクヌカ。トカムイマウノフカマ長人子共。右之者共呼出し。クナシリ島騷動起之趣意相尋候處。同人共承り候趣左之通御座候。」南部大畑村左兵衞儀は。最初クナシリ總支配相勤候處。昨年より同所マメキラへと申所へ。海鼠引鱒を稼方支配人に參候處。如何之所存に御座候哉。同所蝦夷人共へ咄候には。當春よりクナシリ運上屋へ參候者共。米酒其外味噌之類に至る迄毒を入置候而。當島蝦夷共不殘及毒害候趣

ホクカ

ホクカ

申候由。然處當夏五月中同所長人サンキチ病氣之節。酒を藥に致せと申候而。運上屋よりサンキチ方へ使之者持參致。サンキチへ申聞候は。右酒は勘平方より遣候酒之趣申則呑せ候而。扨此酒は暇乞の酒之由申罷歸候處。跡に而間もなくサンキチ致病死候由。猶又其砌同所フルカマツフ長人マメキリと申蝦夷之女房に。運上屋にて飯を食させ候へは。其儘即死致候由に御座候。依之サンキチ子供ホニシアイヌ兄弟初。數多之蝦夷共申候には。此度毒害而已に不限。每度我々遺恨存居候事共多御座候へは。中々堪忍難成と申。此度皆々致殺害候事之由に御座候。」前々より被下置候御土產。去年中より頂戴難仕儀は。長人達も下々蝦夷同樣に粕〆抔之雇相用。勿論長人共家來女蝦夷に至迄。纔之雇賃にて被差遣候事故。自分稼方に而至而不自由に相成。甚難澁之由承及候。」近年クナシリ島へ參り候稼方之者共は。至而不埒之者共に付。長人竝家來蝦夷女房を密夫致し居。少も蝦夷共より彼是申出候へは。理不盡に打擲申候由。左兵衞と申者はウテリンテと申候蝦夷之女蝦夷を。同人居所へ引連置。夫婦同樣に致候事。何も口惜敷事に存居候趣及承候。」此度騷動之內へ異國人入交候風說御座候由。御尋に御座候へ共。一向左樣之風聞は承り不申候。右之趣私共承及候趣申上候。六月十六日。此所より粮米用意仕置候。」同二十二日當所より追々發足仕候。」同日クスリと申所之內。同所ノツサキマタイトキシリバ右三箇所へ烽火爲拵置。急飛脚之手當申付。尤當所蝦夷長人上下十五人召連候樣申渡。同二十七日迄に總勢アツケシと申所へ著。當所長人シモチ。イニンカリ。イコンノスケ。スツチヤシラクル。シトキンラ。シリコノト。リキチヤシテ。イノチロウ。エウトルカ。リミセアイヌ。ニツテクル。チヨソヌカ。トキチヤウ。コイフリ。トカムイマウ。右之者共呼出。追々樣子相尋候處。名前之者共申達候而。ノツカマフ長人上下八十四人。途に而爲出迎昨夜當所迄罷越候間。騷動之場所之樣子存居候者共故。呼出相尋候樣申達候に付。則ノツカマフ總長人シヨンコアイヌ竝長人ニサフロノチクサホロヤマへカアイヌ。ハシタアイヌ呼出。樣子相尋候處申達左之通。クナシリ支配人之內。南部大畑村左兵衞と申者。チノヤマと申女蝦夷を女房同樣に致居候へは。其下方稼方之者共迄。長人か家來之女蝦夷へ猥に密通申候間。蝦夷甚心外存候。其儀少も申出候へは却而非分を申懸け。逢逐ツクナイ沙汰致し。難澁申懸候に付。何れも募而申出候儀成兼。殘念に存居候趣承及ひ候。」クナシリ稼方之者共常々申候は。銘々自由に不相成不働致候へは蝦夷當所は勿論。メナシ之長人始め其の外下々男女に至迄。釜を三段に建置き糟と共に煮殺。其上ノツカマフ之地頭

ホクカ

を拵置。若御輕物不足之趣。江戶表より御尋有之節は。長人共を始。其外蝦夷共致病死候而。只今は若輩之者共許之由。地頭に挨拶爲致候樣申聞候旨及承候。尤日頃蝦夷共へ稼方之者あたりも不宜。其上僅之雇賃にて日々被遣候間。至而難澁仕候由及承候。」クナシリ總長人サンキチ病氣之節。運上屋より稼方之者共藥と酒とを持參り。勘平方より遣候樣申參り。右之藥と酒とをサンキチに爲呑候而。使之者申候は。則此酒は暇乞之酒也と申罷歸候處。間もなく跡に而病死いたし候事と承候。扨又其砌同所マメキリと申蝦夷之女房運上屋に而飯を爲食候處。間もなく相果候由。夫故蝦夷共申候は兼而支配人左兵衞申には。當春より爰元運上屋へ相下り候米酒味噌に至迄。毒を入候趣に咄候事此節思ひあたり。誠に疑もなき毒害とサンキチ子供遺恨に差含候由承り候。」メナシ領シヘツにてシヤンカクと申蝦夷之娘働樣不宜迚。稼方之者。棒にて強く打伏られ氣絕致候を。漸に助け船へ乘せ連歸候處。間もなく相果候由に御座候。」クナシリメナシ稼方之者。蝦夷共之女子密夫之者。數多有之。蝦夷至而殘念に存。此度之儀は右等之趣と承候。」此度之騷動は異國人も入交候樣。風聞有之候旨。御尋御座候得共。其義少しも承り不申候。右之通再應相尋候處。相違無御座候。」騷動之於場所。助命仕候南部大畑村傳七。吉兵衞樣子シラヌカと申所に而。一通り承候得共。猶又當所アツケシ蝦夷人竝ノツカマフ蝦夷人共へ相尋候處。彌エトロフ島へ迯參候由相違無之趣故。則迎として當所長人共之內クミセアイヌエウトルカヌウチヤシテクル。右上下二十八人申付。早早召連下候樣申渡。出船爲仕候。」當所長人共ノツカマフ長人共不殘呼出申渡候は。此度徒黨之者共爲取鎭。彼地へ罷越候間。渡海場所地理之樣子。其外申達候筋も有之候得は。無包所申聞候樣被申達。右之者共申達候得は。兼而御討手之御方御下り被成候趣。於彼地も相聞候間。徒黨之者共遠島へ迯去り候半抔と風說も有之候得は。只今被仰出候趣に而は。彌離散も可仕と奉存候段申達候。依之私共申やうは何方迄も罷越可召捕候得共。左樣之節は彼地之蝦夷人共致顚倒及混雜候節は。無罪之者共迄も討取候樣之義時宜に罷成候而。却而無慈悲に相當候間。得と致勘考領主より各差向候趣。誠に恐入候得は騷動之節居合候者共不殘罷出。吟味を受候は罪之輕重も相糺。其上慈悲之取計も可有之。尤彼地には當所總長人イコトヱ同人母チツケニクナシリ長人ツキノイ罷在候間。得と此旨申談黨徒之者共不殘召連參候はゝ。ツキノイ初何も潔白之筋も相立。此上早速平均に相成候節は。蝦夷地場末迄も末々安堵可致。此段能々相心得可取計申含候。竝ツキノイ初其外にも及違背

候儀も相見え候はゝ。早々密に注進可致旨申渡。則右長人共之内イチロウ。シトキン。ウチヨリヌカ三人は老體。殊に筋合も相分候者故。右之使申付上下三十人に而閏六月二十八日出船致候。」ノッカマフ長人ションコ儀は。此度騷動之節神妙に取計。殊に助命之者厚く介抱も致候に付。當座爲褒美タンチッフ米多葉粉爲取候。」長人共より申達候は。此度クナシリ島へ段々被仰含被遣候得共。大切之御用向に御座候間。相成候はゝアッケシ長人之内シモケノッカマフ長人之内チクサホロヤ御用にも相立候者共故。跡方差遣候而は如何に御座候哉之旨申達候。依之右之者共へ申樣は。先達而差遣候者共より相談爲相手可相越旨聞屆。上下二十八人に而出帆申付候。」メナシ徒黨之者並騷動之場所に居合候蝦夷人共召連來候樣。前談クナシリ島へ差遣候長人共。同樣之趣意申含ノッカマフの惣長人ションコアイヌ。ニサッロマヘカアイヌ。ハシタアイヌ上下六十人餘に而七月二日出帆申付候。」當所より蝦夷長人共大勢召連候。」當所へ糧米格別に手當仕。是よりノッカマフへ順風毎に廻船爲仕候。」七月二日より總勢追々出船ヒハセと申所へ著仕候處。アッケシ總長人イコトヘ。同人弟シコマッケ同人共母チッケミ。南部大畑村傳七。吉兵衞同船に召連來候得共。途中之事故ノッカマフに同道致參候樣。兩人之者並長人共へも申渡候。」同月八日迄に同勢追々ノッカマフへ著。」同九日アッケシ總長人母チッケミ通詞共迄內々申達候は。先頃より追々クナシリ島へ兩人共差遣候處。女の身分として申上候儀恐多候得共。私も彼地罷越長人共へ內談も仕度候間被仰付被下候樣申達候に付。願之通通詞共申達候間右之通聞屆候。」同九日南部大畑村傳七。吉兵衞。並クナシリ島騷動之樣子相尋候。右者去酉十二月十三日。役人共より差上置候口書之通に御座候。」同十日イコトヘ母チッケミ出船。」同日傳七。吉兵衞呼出相尋候處。昨日之趣に相變儀も無御座候間口書印形爲致候。永々蝦夷地にも罷在候者共故。順風次第松前表へ歸國可致旨申渡候。」同十二日順風に付。傳七。吉兵衞へ足輕差添出船爲仕候。」同日總勢へ相觸候。」此度騷動相鎭候儀は。先達而申渡候通。攻戰を以平定可致儀には無之候得共。若徒黨之蝦夷及違背不得止事決戰相成節。兼而左之通可相心得事。」及軍令決戰之節。隊頭より下知なきに我儘に致進退備へを亂す者は斬。」戰に臨而心憶逃隱致者は斬。」隨身之兵具猥りに致置。期に臨損失之斷に及者斬。」攻戰之節父子之手負たり共不可顧。敵追崩して後傍輩は勿論輕卒の手負たりとも及介抱。別而毒箭に中り候者早速毒を掘捨藥を可用。若見捨候儀後日に相知候而も糺之上斬。」根無し言怪き事を申觸し。總勢之心を惑す者も斬。」軍中に而喧嘩口論高聲高談にいたす者糺之上斬。」蝦夷人は別而夜討朝懸風雨之時節を考仕懸け候者故。夜番夜廻を怠り候者は斬。」毒箭之治藥常に用意可致事。月日隊頭。」同十四日假牢出來之趣掛之ものより申達候。」同十五日總勢へ相觸之趣左之通。是迄夜番夜廻り申付置候得共。猶又士中徒目附足輕相增候間。陣中陣外共に怠慢なく相廻り可申事。」同十五日。十六日兩日クナシリ島長人ツキノイ。並長人共上下八十人餘メナシ共內徒黨不加。蝦夷人共三十八人其外先達而此方より差遣候。長人共上下不殘差添。此度徒黨之蝦夷共二百人餘召連參候間。早速徒目附足輕其外警固之者申付置候。」前書之趣急飛脚を以志摩守在所へ注進仕候。」同十六日夜クナシリ長人ツキノイ其外同所長人共呼出相尋候處左之通。クナシリ島長人ツキノイ並長人申口。ツキノイ申達候は。クナシリ騷動之儀。私儀例年之通。早春よりエトロフ島商賣に罷越候跡之儀に御座候得は。一向存不申。右騷動後アッケシ祖母某便に而承り候處。早速居所へ罷歸り段々樣子相尋候處。一體起之儀と申候は是より外長人共同樣申上候○クナシリ島において粕〆稼方相勤候而より。同所蝦夷共へ粕〆わり合手宛等も不仕。其上少し雇賃も與不申。日々數多之蝦夷共召連候事故。何とも難儀仕候。猶又當年より蝦夷不働もの御座候得は。釜へ入粕と共に煑殺。又は米酒味噌之類迄毒を入。長人達不及言蝦夷共不殘毒殺致し。跡に而同所に數多しやも人爲入込所々へ家作致し。しやも地同樣に商賣可致旨支配人左兵衞。並稼方之者共日頃申ふらし。依之處々蝦夷共心懸りに存居候由。然る所當四月總長人サンキチ病氣之節。運上屋へ酒を貰遣し候處。メナシ領之ウエンヘッと申所之支配人勘兵衞と申もの。早春より當島へ罷越支配致し居。則右酒を文吉と申者に爲持遣候處。右使之者申候は是は暇乞酒と申候而差出候。則長人サンキチ呑候得は其儘相果申候由。扨又其砌同所長人マメキリ女房運上屋にて飯爲食候處。罷歸り相果申候。其後運上屋に而何之祝に候哉餅を搗候節。怪敷物を入近邊之蝦夷共へ振舞可申候由にて使相廻候得共。何れも參り不申由。尤使相廻し候跡にて運上屋之者共刀の目釘なとを〆直し居候樣子。彌何れも疑敷存居候。一體近年支配人並稼方之者共不埒に而。間々密夫之儀有之。殊蝦夷介抱手當も不宜候間。旁遺恨にも此度サンキチ子供ホニシアイヌマメキリ初めとして。大勢徒黨を結ひ。騷動起事相違無御座候。右體きさし少しも相知候はゝ。何樣之取鎭可仕候得共。早春より私留守中之事故一向不存。箇樣騷動相成候而。御上樣へ御苦勞奉掛候儀。於私儀奉恐入候。」荷物改勘平より酒を長人サンキチへ遣候處。右酒を呑候て相果候由。風聞有之御尋に付左に申上候。右荷物

ホクカ

ホクカ

改日附勘平儀は。サンキチ病死之節。ウラヤスヘツと申處へ參り。留守中御座候。支配人勘兵衞方より遣し酒を呑。サンキチ病死仕候間。若右之間違御座候哉。荷物改勘平遣候酒に而。病死仕候儀は承り不申候。此度騷動之內へ。異國人も交候樣相聞候旨。御尋に御座候得共。左樣之儀は曾而無御座候。尤エトロフ島に而先年罷越候赤人一人罷在候得共。中々此度之騷動抔へ入交候樣成身分柄にも相見え不申。右申上候通。少しも相違無御座候。前條之通ツキノイ初長人共申達候。猶又申聞候其外國人之儀に付。委敷相尋候筋も有之儀共。先つ今日は休息可致旨申渡す。」同十六日夜相談之上。相聞候趣左之通。此度徒黨之蝦夷大勢之事故。味方蝦夷之內にも數多親類も有之べく。此方許にて吟味を詰候而は。文字言語も不通の者共故。如何樣之糺致候哉と存る疑惑も有之候ては。末々歸服之儀も不相當。依之先つ一通りイコトエツキノイシヨンコ初め其外長人共へ下吟味申付候はゝ。おのつから總蝦夷之示にも相成。蝦夷同士之事故早速にも相分。遺恨に挾申間敷。以後迄も仕置筋嚴重に相守可申。其上此方に而幾度も相糺。罪之輕重により。仕置可申付候。依之一同決談之上右之通取計候。」同十七日朝クナシリ島長人ツキノイ。アツケシ長人イコトエノツカムフ長シヨンコ其外長人共不殘呼出し申渡候趣左の通り。此度クナシリ島メナシ及騷動之徒黨之者名前明白に相分り候樣。先其許共吟味可致候。猶又此方にても再應相糺可申候旨。其節間違無之樣有體可申達候。則爲立合通詞共差遣候間。其段可相心得と申渡す。」右長人共罷出申立候は。今朝被仰付候趣。段段相尋候處。此度召連候者二百人餘之內。百三十人は徒黨仕候。名前左之通御座候。マメキリ。モウンクル。イナチラン。トリ。スケラン。ヲホカエ。カモイホクシ。ホニシアイヌ。シラリシヤマス。モシリイハク。リキン。アトエ。エウチヤチ。ラムシウカ。イムシウタレ。イツフイ。ノチハウトカン。イカンアイヌ。ナムルケ。イスカル。シウマウヤサン。ノイテンケ。セタエチセウ。サケチン。カンフシハ。コタレヒシケ。セツハヤフ。チカフキウ。シヨンマタル。シヤモウツカイ。チウレウ。イヌクマ。トント。マウカト。アイキンケ。イルキ。イカルサンシ。ヘシトウケ。シタ子。ナイフアタシ。テタトリ。シトノヘ。シヨクユク。シアタエ。モノシ。サケヌカル。チヤンタ。チヒラシヤ。クニトハ。ニタエ。タレタケ。イルチセ。シヤンカク。トンヤクイ。チヤンコト。ウラリヘニ。イヌトシヤラ。チカトシン。ヤヘコカル。ヒシケレ。ヘケレヤウ。モシンニシ。トエラアイヌ。ケウトモヒシケ。センスハシルハ。シケシトラ。チエカシカル。アンチカレ。トケツラン。ニコシ子。チフシコレ。チヤエマレ。ニタンヘワ。アムチヤリ。セクハカエ。シトフヘ。ホキヌカル。カタニ。ヒセリコ。ホロエノキ。トハヘツ。シセク。カムイナンカウ。トルラシ。アニノ。チレハク。トシヤモレホ。イメツケル。エモレエ。テンコツ。ニヒリ。コイセイス。チヒニ。アヘヌニツ子。チヤハ。シヤンラリ。ウエモイケ。クト子。イハレ。アヘトカリ。シキレラ。アサマクン子。イカセフルコ。イテカニ。セウリ。チニシユク。トンコ。セウルツクル。ハクフ。ヒシヨイチヤ。ホロフシヤシケ。ムンクルカ。クハンニイ。子モロアン。カシシヤツテク。チンタラタ。カシチヤク。ワリカトルウシ。クウトエ。シンヌクル。トアフケ。シユムイクエ。ンセンヒル。チタチケン。シヤツカム。アエヒアム。マエチヤヘ。シヤシン。トノトキ。都合百三十人。」同十八日朝クナシリ長人ツキノイ。アツケシ長人イコトエノツカマフ長人シヨンコ其外長人共不殘呼出し申付候趣。左之通。昨日申立候徒黨之者百三十人相分候得共。右之內頭取之者。竝稼方之者を及殺害候者は勿論。頭取候者申に任せ不得止事。騷動之場所へ罷出候ものも可有之候間。得と相尋。猶又如何樣之趣意に而及騷動候哉。右之始末も相糺有體に可申達候。其上此方にて再應吟味致し。罪之輕重により申付候筋も有之候。若右之者共不正直之儀を申出候は。罪の輕重に不相構。一統重罪可被仰付候間。其段得と相心得明白に尋申立候樣。可取計旨申渡す。右長人共罷出申達候は。今朝被仰付候趣を以。猶又私之存寄も相加右之者共へ申聞候は。此度之儀明白に申立候は御慈悲之儀とも相願可遣候間。少も不包有體申立候樣。委細申聞候處。右之者共も無包所申立候儀。左之通御座候。徒黨頭取之者名前八人。」マメキリ。ホニシアイヌ。イヌクマ。サケチレ。ノチツナカレ。ホロエノキ。シトヌイ。ケウトモヒシケ。」稼方之者及殺害之名前二十九人。」シラリシヤマヌ。モシリイハケ。モウシクル。マウカト。カンノシハ。コタンヒシケ。イカシアイヌ。トシト。セツハヤヌ。ヒシヨイナヤ。イルチセ。セウリ。カンキヤリ。シヤタエ。シヨクユク。モフシ。シヤンカク。センヌ。シルリ。シセリ。トハヘツ。クハシユイ。ホロフシヤシケ。ムシタルカ。チニシユク。トシヤモシホ。シカシン。ラカトレン。ワツカトルウシ。」交易之者及殺害候儀者無之候得共。頭取之者申に任せ。無是非右場所へ罷出候もの共名前九十三人。」イナヲウン。クケン。ヌケラン。チホカエ。カモイホクシ。アトエ。エウラヤケ。イムシウタレ。チムルケ。イツカイ。トリ。イヌカル。シウマウカサン。ノイウンケ。セタエチセツ。チカフキチ。シヨンセクル。シヤニウツカイ。チウレフ。アイキラシケ。イルキ。イカルサンケ。ヘシタラケ。シタ子。ナイフタアシ。テタトリ。サケヌカル。チヤ

レタ。チヒラシヤ。クントハ。ニクエ。チムシウカ。クレタケ。トシヤクイ。シヤレノト。ウチリトヘニ。イヌキシヤラ。ヤエコカル。ヒシケン。ヘケレモウ。モシンニシ。トエラアイヌ。シケシトラ。チエカシアル。アン子ヤカル。トケチラン。ニコシ子。チフシコレ。チヤユロシカ。ロタレユカ。アムチヤリ。セツハカニ。シトツエ。ホキヌカル。カタニ。ヒセクユ。カムイサンコフ。トルウシ。アニノ。チレハク。イメツタル。エモレエ。テンコツ。ニヒリ。ユイセアイヌ。チヒエ。アイヌニツ子。チヤハ。シヤンラツ。ワエモイケ。クトテ。イハシ。アヘトカリ。シキンラ。アサマクン子。イカセソシユ。イラカニ。トンヒ。セウルラクル。ハクフ。シンヌクル。トアラケ。シユムイタエ。シヤンヒル。ヲタラケレ。シヤツカム。アエヒカン。コヘチヤヘ。トノトキ。」(以上史學雜誌所載)。右は全きものにあらされとも。其時事の景況を察するに足れば。抄出して參考に供す。さて以下は維新後開拓使を置きしより以來の事を畧叙すへし。

【開拓使】官廳。明治元年四月。函館裁判所を置き。蝦夷開拓事務を管せしむ。」明治二年七月八日。布告。開拓使を置き。職制を定む。」明治三年二月十三日。樺太開拓使を置く。」明治三年三月十三日。通商司所轄東京及其他にある函館會所を。開拓使に管轄せしむ。」明治三年七月。北海道產物取締所を。那珂。下の關。得撫。新潟。長崎。石卷等の地に置く。」明治三年閏十月九日。函館病院を大學東校の管轄と爲す。」明治三年閏十月九日。在京開拓使廳を止む。」明治三年閏十月十一日。開拓使東京出張所を設く(五年九月二十日同使伺達參照すへし)。」明治三年閏十月十七日。北海道產物取締所を廢す。」明治四年八月七日。樺太開拓使を北海道開拓使へ合併す。」明治四年十一月十四日。開拓使官園を東京に設く。」明治五年正月二十二日。開拓使貸附會所を東京。大阪。函館に設く。」明治五年九月二日。開拓使學校を芝山內に設く。」明治五年九月二十日。開拓使出張所廳芝山內元方丈跡に設有之處。同山內威德院へ移轉す。」明治六年二月十五日。元松前城を以て開拓使出張所と爲す。」明治八年八月七日。開拓使東京學校を札幌に移し。札幌學校と稱す。」官職。明治二年七月十三日。開拓使長官等級諸省卿同等とす。」明治二年八月十七日。天鹽。北見二國の內にて五郡を水戶藩へ。膽振國白老郡を一關藩へ。釧路國の內三郡を佐賀藩へ支配せしむるに付。地所引渡さしむ。」明治二年八月十九日。日高國の內新冠郡を德島藩に支配せしむるに付。土地引渡さしむ。」明治二年八月二十日。石狩國の內三郡を高知藩へ。石狩。後志二國の內にて三郡を兵部省へ支配せしむるに付。土地引渡さしむ(三年正月八日達を以て兵部省管轄を開拓使に屬す)。」明治二年八月二十三日。仙臺藩伊達藤五郎。北海道轉住自費を以て開拓を許すに付土地割渡さしむ。」明治二年八月二十五日。膽振國の內有珠郡を伊達藤五郎へ支配せしむるに付引渡さしむ。」明治二年八月二十八日。東本願寺の僧徒北海道新開村落へ移住人民教諭の儀。願の通被差許に付諸事取扱はしむ。」明治二年八月二十九日。咸臨丸。昇平丸を開拓使に管轄せしむ。」明治二年九月十五日。膽振國蛇田郡夫々支配仰付置かると雖。各地所有の牧場は當分使府にて管轄せしむ。」明治二年九月。北海道開拓の儀に付き。右大臣より開拓使へ達。」明治三年正月八日。兵部省管轄の石狩郡外六郡を開拓使の管轄と爲す。」明治三年四月五日。開拓職員中正。權。監事を置く。」明治三年閏十月九日。北見國の內根室。花咲。野附三郡。是迄東京府管轄の所自今開拓使に管轄せしむ。」明治四年八月二十日。諸縣竝に華士族寺院北海道支配地を免し。開拓使へ引渡さしむ。」明治五年八月二十四日。開拓使官員等級を定む(十年第二十三號達を以て。大判官以下を廢し。更に官等を定む)。」明治七年十月三十日。開拓使邏卒長以下官等を改正す。」明治八年三月四日。北海道に屯田憲兵設置に付。開拓使中准陸軍大佐以下の官を置く。」明治八年四月二十四日。開拓使中同等官順序常務官を以て先と爲し。屯田兵務官之れに次。出仕又其次とす。」明治八年八月十五日。函館稅關事務を大藏省中租稅寮に屬す。」明治八年十一月十日。露西亞と千島。樺太兩島を交換す。」明治八年十一月二十八日。樺太島と交換クリル諸島を開拓使に管轄せしむ。」明治八年十二月二十八日達。十二月二十五日開拓使職制章程を定む。」明治九年六月十九日。開拓使長官宛の公文を北海道に郵送の向有之處。長官在京の節。調査の機會を失し。不都合に付。自今都て東京出張所へ遞送すへき旨。府縣へ達せしに付。院省廳局に於ても同樣とす。」明治九年二月二日達。七年第百三十九號達。開拓使邏卒長以下官名等級を改正す。」明治十年二月六日達。開拓使中准陸軍武官を除くの外。大判官以下を廢し。官等を定む。」明治十年二月一日。開拓使警部以下官等を定む。」明治十年八月七日。開拓使准陸軍武官に少尉試補を置き。官等月俸を定む。

(布告第一號。明治十九年一月二十六日)。北海道は土地荒漠住民稀少にして。富庶の事業。未た普く遐陬に及ふを能はす。今全土に通して拓地殖民の實業を擧くるか爲に。從前置く所の各廳分治の制を改むるの必要を見る。因て左の如く制定す。第一。函館。札幌。根室三縣竝北海道事業管理を廢し。更に北海道廳を置き。全道の

カクホ

施政並集治監及屯田兵開墾授産の業務を統理せしむ。第二。北海道廳を札幌に支廳を函館。根室に置く。（布告第六號。明治十九年一月二十六日）。北海道廳官制。第一條。北海道廳に左の職員を置く。長官。參事官。屬。」第二條。北海道廳に左の警察官を置く。警部長。警部。警部補。」第三條。北海道廳に左の郡區官を置く。郡區長。郡區書記。」第四條。北海道廳に左の監獄官を置く。典獄。副典獄。書記。看守長。」第五條。北海道廳に左の技術官を置く。技長。技手。」第六條。北海道廳に左の學務官を置く。農學校長。農學校幹事。農學校教授。農學校助教。」第七條。長官は勅任とす。北海道拓地殖民に關する一切の事務を總判し。廳中奏任官の進退は內閣に具狀し。判任以下は之を專行す。」第八條。長官は一般の法律命令北海道に施行し難きものありと思量するときは。其意見を具へ。內閣に上申することを得。」第九條。長官は各省主任の事務に就ては各省大臣の指揮を受くへし。」第十條。長官は屯田兵開墾授産の事務を監督す。」第十一條。長官は每年度末に於て其處務の方法及功程を具へ。內閣へ報告すへし。」第十二條。理事官は奏任とす。事を長官に受け。各其主務を幹理す。」第十三條。屬は判任とす。上官の指揮を受け。各庶務に從事す。但支廳に於ては各課長に充つることを得。」第十四條。警部長及警部は事を長官又は支廳長に受け。其職制は明治十一年第三拾貳號太政官達府縣官職制に依る。」第十五條。郡區長は事を長官又は支廳長に受け。部內の事務を掌り。併せて町村戶長を監督す。」第十六條。郡區書記は郡區長の命を受け。各庶務に從事す。」第十七條。典獄以下職制は明治十四年第十九號太政官達內務省所轄集治監職制に依る。但し典獄は事を長官に受く。」第十八條。技長は事を長官に受け。技術の事を幹理す。」第十九條。農學校長は事を長官に受け。學校の事務を掌り。及職員を管理す。」第二十條。農學校幹事は校長の命を受け。學校の庶務を管理す。校長事故あるときは其事務を代理することを得。」第二十一條。農學校教授は生徒の教授を掌る。」第二十二條。農學校助教は教授の職掌を助く。

（布告）第七號を以て。元函館。札幌。根室三縣及農商務省北海道事業管理局。樺戶。空知。釧路三集治監の事務は北海道廳開廳迄の間從前の通取扱ふへし」とあり。而して。函館及ひ根室支廳は同年十一月二十八日を以て之を廢し。集治監は內務省の管轄となり。尋て拓殖務省。內務省。司法省に轉管したり。明治二十九年拓殖務省を置き。北海道の事務は之に屬せしも。其廢せらるゝに及んで。內務省に北海道局を置き。之か事務を取扱はしめ。以後今日に至りて內務省所管たり。

【北海道廳功程】左の報告は去十九年四月より二十年三月に至るの事業功程なりと雖も。北海道廳は十九年一月を以て設置せられ。其三月を以て開廳したるに付。開廳後一箇月間に係る者も亦此中に併載す。」農工業及運輸（第一）。土地拂下。明治十九年六月閣令第十六號を以て。北海道土地拂下規則を定め。前貸付規則及之に關する開拓使諸布達を廢せらる。因て同廳に於て細則を定め。貸下拂下の手續を示せり。十九年度中新規則に依て土地貸下を許可したる者。地積千百九十萬五百二十八坪。人員千九百三十五人。又附則第十二條に依り。成功期限を認可したるもの。地積千二百七十六萬三千六百三十九坪。人員二千二百二十三人。又同條に依り土地買戾を爲したる者。地積三十四萬七千二百二十五坪。此代價五百二十圓八十三錢九厘。人員十人とす。土地拂下規則公布以來。日猶淺く。其効果未だ顯著ならすと雖も。夫の從前の土地拂受人が。廣大なる土地の所有權を有して。之れか墾闢に從事せす。徒に他日の奇貨を僥倖せんとする如きの弊を防止したるの實蹟は。大に觀るべきものとす。（第二）。移民。明治十九年七月。閣令第二十五號を以て。移住民渡航規則を廢せられ。從前無産の貧民か保護の特典を貪り。移住未た幾くならすして忽ち各地に離散し。曾て拓地の實なきの弊を除きたり。渡航規則廢止の前。既に渡航保護の許可を得たる者にして。本年度に至り。他府縣より移住したる人民は。總計八十七人。之に給與したる金額二千百二十五圓四十五錢。又農業の目的を以て。自費移住し。假家作料等を支給したる者總計二百十三人。其金額四千二百二十四圓七十五錢とす。此等の移民も概ね貧困にして。恒産に就くもの稀なり。又本年度中團結移住を企てたる者は北越殖民社にして。該社は單に開墾を以て主眼とし。其發起人の資力目的共に確實なるを以て。相當の保護を與へ。以て之を奬勵せんと欲し。十九年九月中條件を具し。稟請して裁可を得たり。二十年三月に至り。先づ樺戶監獄署所屬の耕地。凡そ二百四十町歩を貸下け。其事業の端を開かしむ。渡島國上磯郡木古內村移住士族は。本年度山形縣より移住せしもの五十三戶。十八年中移住のものを合せて百五戶とす。墾成段別は本年度に屬するもの七十七町九段八畝二十五歩。前年度の墾成を合せて百九町三段九畝歩とす。該士族は舊三縣に於て。制定せる北海道移住士族取扱規則に據り。漸次移住したる者に係る。本年度に於て徵募せる屯田兵は廣島縣より五十戶。內十一戶を第一大隊第三中隊石狩國江別村に。二戶を同中隊篠津村に。三十七戶を第四中隊江別村に。山口縣より二十五戶。內三戶を第

三中隊江別村に。二戸を同中隊篠津村に。二十戸を第四中隊江別村に。鳥取縣より五十三戸。内十四戸を第三中隊江別村に。六戸を同中隊篠津村に。三十戸を第四中隊江別村に。三戸を第二大隊第一中隊根室國根室村に。福井縣より五十八戸。新潟縣より五十七戸。石川縣より十六戸。秋田縣より四十三戸。山形縣より二十三戸。青森縣より二十戸を。根室村同中隊に編入す。此戸數合計三百四十五戸。人員六百十四名とす。而て本年度中新に築設經營したる重なる者は。第一大隊本部及札幌陸軍監獄署。琴似中隊本部及附屬官舍。根室第二大隊兵屋等にして。其經費總計金七萬八千九百四十七圓也。明治十九年中。他道府縣より本道に移住の戸口は。三府三十九縣にして。戸數二千四百三十三戸。人口九千六百九人とす。之を十八年に比するに。戸數六十九。人口七百五十を減す(但し戸口に係る調は總て暦年を以て調査するか故に。會計年度の調査を爲す能はす)。(第三)。士人授産。本道士人の數三千六百餘戸あり。從來漁獵を以て生業と爲す。輓近移住者の多きに隨ひ。之と利を爭ふ能はす。漸次困難の狀を呈し。殆と飢饑に瀕する者あり。因て舊縣の時。別途金下付を稟請し。其裁可を得。之か救恤就産の法を立つ。道廳に至り。別途金額の下付は廢滅に歸すと雖も。猶ほ前軌に依り。本年度沙流。勇拂の兩郡及新冠郡に於て。二百八十戸に産を授け。二百五十八町三段五畝歩を新墾す。又十勝國の士人は各自共有金の利子を以て。其農業の資に充てたるに。本年度亦四十町歩餘を開墾す。浦河。樣似兩郡の士人も亦共有金を以て。本年度より着手し。二百五十六戸にして百十一町歩餘を開墾せり。又常呂。紋別。根室。野付。標津。目梨の六郡も舊根室縣救恤の意に基き。百七十六戸をして。十一町五段四畝歩餘を開墾せしむ。(第四)。漁獵。從來魚粕の苞裝は過大にして。其重量三十貫乃至三十六貫に上り。且其結果の粗略なる運搬に不便なるのみならす。其散漏亦多し。故に其重量を二十二貫五百目に限り。結束苞裝の改良を行へり。又本道魚粕製造竈は。構造粗にして火力熾ならす。爲に時間を徒費し。薪材を消糜する事實に夥し。隨て製造費用增加するに至れり。因て一種の改良竈を製し。薪材に代るに石炭を以てし。之を漁民に下付して。新舊竈の得失を實驗せしめたるに好結果を呈せり。又本道鱈漁の期節は。毎年十一月より翌年三月に至り。海上風浪の候に在り。然に從來の漁船脆弱にして進退に便ならす。徃々覆沒人命を損するか故に。改良圖式を按し。横須賀造船所に托し。先つ一艘の漁船を製せり。回航の日を俟ちて。之を實地に試用し。其得失を驗定せんとす。鮑及海鼠は多く本道西部の海濱に産す。輓近潛水器を用ふる者多く。爲に其種族を減耗するの憂あり。明治十四年。開拓使に於て。海底の深さ十五尋以内に於て潛水器の使用を禁せしも。其の効未た著からす。故に十九年十月。更に潛水器を用ひて鮑海鼠を捕獲するを嚴禁す。擇捉臘虎獵場は一は國産を起し。一は密獵船取締のため。明治七年。本場を紗那。音根別。イリプシの三所に建て。支場を十九箇所に置けり。然ども猶ほ年々密獵船の出沒濫殺を免れす。十九年十二月。勅令第八十號を以て。臘虎。膃肭獸獵獲及其生皮輸入販賣規則を制定せらるゝや。其獵業取締手續を定め。根室及擇捉に該獵取締出張所を設けたり。開拓使以來有害獸。即ち熊狼を殺獲したる者に手當金を給與するの制あり。道廳も又此法を繼續せり。本年度中に殺獲せる數は熊七百四十一頭。此手當金二千四百九十三圓。狼四百三十二頭。此手當金四千百十六圓とす。(第五)。牧畜。本道牧畜の業は從來專ら奬勵する所にして。殊に土產の馬は。到る處群をなせとも。牧馬管理の法未た立たす。種類漸やく下劣に屬し。軀幹矮小用に堪さるを以て。之か改良を謀らんかため。本年度に至り。洋種牡馬六頭。牝馬十二頭を米國より購入せり。又牛豚の業も民間漸く其利を知る者多きを以て。種牛馬及種豚貸與規則を定め。之を實施したり。(第六)。樹藝。札幌育種場は。從來穀菽蔬菜。其他中外凡百の種苗を栽培し。風土の適否を試みしに。栽培物の範圍廣に過き。往々不急の試驗を爲し。費用隨て大なるを以て。十九年更に麥菽麻。馬鈴薯及菓樹の類。總て本道の一大產物となすへきものを撰み。之を播種栽培す。而して本年新に試作したるは。獨逸大麥及燕麥。甜菜。清國種藺の四種にして。其他の作物は穀菽三十八種。根菜二十九種。葉菜六種。蔬菜四種とす。二十年一月に至り。札幌農學校の所屬とし。從前の組織を改め。更に農藝傳習科生徒の教場に供し。育種場の名稱を廢す。札幌農學校附屬農園は。本校生徒に耕耘。牧畜の實業を授る所とす。其從來の地積九百餘町歩の內。九十九町歩餘は。已に墾成し。未墾地七十四町歩餘を附屬地と爲し。他は皆之を人民に貸下く。其墾地は試作植物。飼畜植物の二種に分つ。二十年三月三十一日の家畜現在數。牛二十四頭。耕牛十頭。耕馬十九頭。種豚二十九頭あり。圓山養樹園は內外各種の樹木を養生し。風土の適否生長の遲速を試驗し。漸次之を山林に移植し。以て森林保護を圖る所なり。本年度中拂下たる各種樹苗は。二萬七千二百六十九本にして。現在樹木は四十四種。三十二萬六千三本。其苗樹は二十一種。三十萬九千五百三十六本とす。(第七)。採礦。幌內炭礦は元手宮幌內間鐵道事業と聯帶し。炭礦鐵道事務所を高島郡手宮に置き。幌內に出張所を設け。其採掘する石炭は鐵道に積載し。手宮に送るの組織なりしに。處務及經濟相錯

ホクカ

綜し。爾なから不便なるを以て。十九年八月之れを分離し。手宮は專ら鐵道を管理し。幌内は之を空知監獄署に屬し。囚徒を以て採炭の業を執らしむ。十九年度中掘採する石炭五萬千八十三噸餘にして。内四萬四千百八十二噸を賣却し。代價十六萬百二十二圓を收入せり。郁春別煤田は幌内を距る。五英里の地に在り。其炭質良好なるを以て。之を開採し。鐵道を敷き幌内に接續せしめんとし。十九年四月開坑に着手す。而して鐵道は五月土工を起し。線路を開き排水を施し。堤防。溝渠。橋梁を設け。七月軌道を布き。延長一哩餘に及へり。然に此に當り。世上石炭の價格非常に低落せしに因り。其礦を開くも營業上得策ならさるを以て之を中止したり。其開坑費は金一萬七千四百七十九圓餘。鐵道建築費は金四萬四千四百五十六圓を費せり。（第八）。物產共進會。開拓使に於て明治十一年十月。農業假博覽會を札幌に開きしより。爾後札幌。函館の兩地に隔年開設し。廳使の後更に北海道物產共進會と稱し。三縣交互之を開く。道廳亦之を撰擇し。十九年十月。函館區海岸町に開く。其出品者二千百四十七人。品數三千零五十四にして。褒賞を授與する者一等賞（金十圓）八人。二等賞（金五圓）三十一人。三等賞（金三圓）九十九人。褒狀二百零四人なり。之を既往の會に比すれは。皆幾分の進步を見る。就中產額の增加せしは。大小豆。馬鈴薯にして。改良の功最も著しきは。各種の昆布とす。（第九）。諸工場。開拓使以來設置する所の官立工場は。本年度に於て。漸次人民の請願に應し。貸下又は拂下の處分をなし。若くは事業を停止したる者は。札幌製網場。札幌鐵工場。札幌木工場。厚別。根室の兩木挽場。石狩。厚岸の兩鑵詰所。合計七箇所なり。其拂下けたる者は。札幌製粉新器械場。札幌麥酒釀造場。別海。紗那兩鑵詰場の四箇所。其貸下けたる者は。札幌製粉舊器械場。札幌撚織場。札幌。大野兩養蠶場の四箇所なり。而して札幌蒲萄酒釀造場は山口縣士族桂二郎に委托し。從來の經費五分の三餘を減して。其事業を維持せしめたり。（第十）。運輸。十九年四月。手宮幌内間鐵道運賃を改正低下し。是に由て生する不足額は。別に本廳定額中より補塡するの法を定めたり。故に本年度の收入は前年度に比し。大に減少するも。其乘客。貨物の數量は反て大に增加せり。

【會計】（第一）十九年度經濟。本年度經濟豫算を大別して。經常。新起事業。豫備の三種となし。經常費に充るに金百八十萬圓。新起事業費に金五十萬圓。豫備に金二十萬圓を以てす。舊三縣及北海道事業管理局。集治監。屯田兵本部に係る普通の經費は。總て經常費を以て支辨し。開路。疏水。全道測量。殖民地撰定。產礦地調査。郁春別炭礦鐵道及ひ屯田兵增徵等に係るものは。新起事業費を以て支辨せり。試に以上三項の總費額二百五十萬圓を以て。之を舊三縣及管理局。集治監。屯田兵本部。諸官衙の該年度豫算總額。金二百九十三萬圓に比較すれは。殆んと金四十三萬餘圓を減せり。

【諸務】（第一）。事務分掌。置廳の初。本廳の分課は。庶務。租稅。勸業。土木。會計の五課。及ひ警察本署となし。別に官房に長官附を置く。支廳の分課は。庶務。租稅。勸業。會計の四課及警察本署とす。而して本廳の各課長は。理事官を以て之に充つ。十九年十二月。道廳官制の改定あり。乃ち該官制に依り。廳内を分て四部となし。部の下に。庶務。郡治。警保。職員。教育。記錄。農商。地理。遞信。土木。營繕。檢査。出納。用度。租稅。公債の十六課を置き。其事務規程を更正せり。（第二）。委任。初め支廳長には大略支廳ある府縣に於て。其長に委任する條件に倣ひ。郡區長には舊三縣に於て委任せし外。物產稅徵收。其不納者處分。並に酒造を始め諸稅則に係る檢査。及ひ從來林區事務所の主管する所の山林看護。並に拂下に關する事を委任せり。官制改定支廳廢止に及て。益〻郡區長の負擔を重くし。其權限を擴張せり。（第三）。官吏淘汰。從來函館。札幌。根室三縣。及北海道事業管理局。樺戶。空知。釧路三集治監の官吏は。總計一千二百九名に上れり。置廳の際。之を淘汰し。新に採用する者は。總計八百八十六名にして。其新舊を比較すれは。實に三百二十三名を減し。其俸給六千八百八十七圓を減す。官制改定支廳の廢止あるに及ひ。又大に之を淘汰し。二十年三月三十一日の現員六百九十八名に過きす。之を置廳の初に比すれは。又八十八名を減し。其俸給四千三十四圓餘を減せり。（第四）。特別給與廢止。十九年二月。勅令第一號に據り。從前根室縣管内に在勤せる官吏。並札幌縣管内樺戶。空知。大津。宗谷に在る警部。警部補。巡査。郡書記。戶長。其他樺戶。空知兩集治監。幌内炭山等の官吏へ。特別月手當支給の法を廢せらる。又警部。警部補に制服料。巡査に防寒具。及食器。布團。毛布を給し。夜巡の者には。小夜食料。病死者には埋葬料を給し。其他寄宿所用薪炭油及炊夫給料等。特別官給の法を廢し。一般の成規に據れり。（第五）官吏海外派遣。本道水產物の漁獲。及製造の方法を改良する爲め。十九年八月。屬伊藤一隆を米國に派遣し。其實地を視察し。以て其得失を研究せしむ。又理事官湯地定基及屬小野兼基。堀宗一を獨逸及ひ米國に遣し。拓地殖民。並甜菜製糖に關する須要の事を調査せしめたり。（第六）。郡區役所戶長役場。郡區の編制は。明治十二年。開拓使の創定に係り。爾來一二の廢合ありと雖も概ね因襲し。置廳の際區役

ホツカ

所二郡役所二十一あり。官制改定の後は。事務の繁閑を計り。甲郡區長をして。乙郡長を兼任せしめ。總員十六名とし。其書記人員を假定して百四十三名とす。又戸長役場は町村の廢合。若くは新設等の爲めに多少の異動を生す。其十九年度中新に設置したる者一。廢合したる者三あり。二十年三月三十一日の現在役場の數。九十七箇所にして。戸長は八十四名とす。(第七)。教育。札幌農學校。十九年十二月。勅令第八十四號を以て。新に本校の官制を定めらる。即ち該官制に基き校則を改定し。二十年三月。之を實施す。其改正の要は農學科の外更に工學科を置き。土木工學に關する學業を教授し。學生の優等者を撰ひ。校員生となし。卒業後八箇年間其身分進退に付ては。道廳長官の認可を受け。且學力優等。才能拔群のものは。卒業後一年以上三年以下更に學資を給し。研究生となし。研究後は前同樣義務を帶はしめ。又農藝傳習科を置き。本道農家及ひ本道に於て。開墾業の目的あるもの丶子弟より募集し。專ら實地に就き模範農業を習はしむる等に在り。

【師範學校】從來札幌。函館の兩地に。師範學校の設けあり。今二校を竝立するの必要なきを以て。十九年九月。之を廢し。更に尋常師範學校を札幌に設置し。尋常學科の外簡易科を置き。其學年を短ふし。以て管内簡易科小學校の用に供せんとす。

【函館商業學校】本道殖産の業大に前途に望みあり。而して函館は全道商業の中心たるを以て。特に本校を設け。後進の商業に志ある者を養成せんと欲し。十九年九月之を設立し。二十年一月に至り開校授業せしむ。【函館商船學校】函館縣の舊に仍る。【小學校】從來の學科程度は。高尚に渉り。殖民地の教育に適せさるを以て之を改正し。函館。札幌。福山の三市街に。高等科。尋常科併置の小學校を設け。小樽。江差。根室の三市街に。尋常科の小學校を置き。他の各校は悉く小學簡易科となし。以て經費を減し。民力を養ひ實業を習ひ。就產の地となさしむ。(第八)。衞生。廳立病院は十九年度の現在本院三。出張病院六。派出所三なり。而て町村立病院の現在は。本院四十九。支院二。出張所二とす。其經費は舊縣の制に依るを以て。或は補助金を給し。或は醫員の俸給を補助する等一樣ならす。本年度間の傳染病は。虎列剌及痘瘡にして。虎列剌は十九年七月より十一月に亘り。最も猖獗を極めたるは函館區とす。故に各地に消毒所を建て其豫防をなし。又避病院を設け其療養をなせり。患者總計二千九百二十九人にして。死亡二千百五十五人に及へり。痘瘡は十九年二月に發生し。九月下旬より漸く蔓延し。十一。十二兩月間最も甚し。發生より十九年十二月に至る。患者總計三千〇三十四人にして。死亡九百二十九人。二十年自一月至三月の患者二千六百五十四人(死亡未詳)。前後通計患者五千六百八十八人とす。(第九)。警察。警察の制度は置廳の初。本支廳に各警部長を置き。其他總て府縣の制に倣ひしか。十九年十二月。勅令第八十三號に依り。警部長を廢し。警察署長は郡區長を以て之に充て。警部の如きも郡區書記を兼ねしめ。且巡査をして便宜雜事を補助せしめ。郡區行政事務と相兼攝して。簡易便捷ならしむ。(第十)。監獄。置廳の初。樺戸。空知。釧路三集治監は。內務省所轄の舊に依り。函館。札幌。根室三地方監獄は。事務の便を謀り。警部をして典獄の職に當らしめたり。官制改正の後從前の集治監。及地方監獄を併て。皆監獄署と稱し。典獄以下の官職を置く。而して其囚徒使役の方法。樺戸監獄署に於ては。主として新道開鑿の工事に。空知監獄署に於ては。石炭採掘事業に。釧路監獄署に於ては。硫黃製煉事業に服役せしめ。函館。札幌。根室監獄署に於ては。農工其他雜役に服せしむ。」以上北海道廳功程に記す所なり。

【千島】官報第壹貳六貳號(明治二十年九月十日)に。北海道實檢記事あり。云く。昨二十年秋北海道根室測量の際。海軍大尉三浦義深の實檢記事左之如し(海軍省)。

【色古丹島】此島は北海道の極東千島州の西端に在り。根室港を東北東に去る事。約六十里其位置は北緯四十三度四十一分より五十三分に至り。東經一百四十六度三十八分より五十分に至る。周圍の岸線は八十四里。島形は南西より北東に長く十五里あり。其幅尤も濶き所は七里餘。宛も長方形の一島嶼なり。東北方遙に擇捉。國後の二島ありて相對峙し。殆と鼎足の形勢をなす。而して北海道の要路に當る。國後水道を北に控へ。西は根室列島の極東端なる多樂島と相對して十餘里を距て。即ち色古丹水道をなす。島勢は遠く之を望めは岡巒重疊として平野に乏しきか如しと雖も。其岡巒重疊なるは山嶽の起伏して島の四周を圍むものなり。島の北東二面は山嶽にて岸際より急昂し。又南西の二面は丘陵。或は臺形地等岸より入る一里許の處に。屹立竝峙す。而て島の內部は山嶽四周より斜に下り。其下廣野となる。此廣野は北岸に在る港灣の首濵に連亘し。灌漑の便あり。且地味膏腴にして雜草を生し。牧畜及耕耘に適すへし。就中西面のコンプウス。ノトロの二所は。他に多少の凹凸あるも。概ね臺形なれは。又耕耘に適し。且漁業に便なれは民居を移し。水陸の物產を增殖せしむるに適當の地と謂ふへし。此島往古は土人住居せしも。中古に至り擧て根室地方に移轉し。一旦人跡絶へ奇禽怪獸の巣窟となりしと雖も。今は再住民を見るに至れり。島中に一村あり斜古丹と云。現今土人の居住する處にして。本島第一の良港たり。十數年前根室地方の人民にて殖產に熱心なる者。本島に來り採藻の

ホクカ
ホクカ

業を起せり。然ども其收穫多からさるを以て。三四年前に其業を廢し。當時其人の建築せる家屋も今は概ね頹破に屬し。僅に其遺跡を見るのみ。然れども其時試に放ち置きたる馬四頭の馬匹は。人の飼養を得す。天然の牧草を喰み。年々增加して本年殆んと三十餘頭に及へりと云ふ。去る十七年に占取島居住の土人(アイノ人種)を悉皆(百三四十名)移し。斜古丹港の港首にある低地を撰み。矮少の家屋を構造し。之に居住せしめ。又戶長一人。醫員一名を派遣し。年々救助費數千金を投し。開墾及禽獸獵を爲さしめ。傍ら牛豚羊を移畜せしむ。此地冬季は寒威凜冽積雪數尺。爲に草木枯槁し。牧羊に適せす。年々其數を減するのみ。故に今は羊を廢して牛豚二種を牧ふ。牛は漸く蕃殖の兆ありと云ふ。土人は性頑愚且懶怠にして。勞力を厭ひ。人類の何物たるを知らず。生を營む宛も禽獸に近し。其居の如きは不潔も亦甚し。屋外に出れは土上に蹲踞し。人の督責するに非されば敢て力役に就かす。故に殖產の事業總て進ます。然れとも官より屢々獎勵あるを以て。近來漸く少許の菜圃を起し。蘿蔔。赤蕪。牡丹菜。馬鈴薯の類を種へしに。頗る蕃生せり。占取島曾て露領たりしとき。宣教師年々一回巡回し。土人に教法を布けり。今尙ほ皆其信徒たるを以て。男女共に胸間に十字架を掛け。室內に神の畵像を揭け。日曜には必す之を祭る。言語は土語に露語を交ゆ。衣服は男女共に洋風なり。又土民中に肺疾に類似する一種の疾病流行し。每歲十數名死亡し。本年に至る迄三四年間に土人の過半を亡し。僅々七十餘名を殘せり。家屋は極めて陋矮にして(方九尺)。土造と木造とあり。孰も粗造にして牖戶少く。室內に爐を設け。薪を焚き。食を烹。寒を防き。其臭煙は室內に滿ろも。弊衣徒跣にして防寒の具に乏しきか故に。冬期は蟄居して戶外に出てす。其時は空氣の流通惡しく。室內の不潔は臭氣鼻を穿ち。起臥殆と犬馬に等し。是も亦時疫の行はるゝ原因なるか。余一日公務の暇を得て。土人の邦語に通する者に接し。其談話を聞くに曰く。先きに占取島に在るときは流木を拾聚して。纔に風雨を凌き窟居せり。然れとも適意に作るものなれは。現今の家屋に優るか如く覺ゆ。又衣食品は米露の商舶。每歲一回位往來し。獵獲する獸皮と交換する故に。缺乏を患ふるなし。又時疫に倒るゝ者もなし。本島に移住せし以來は。厚き官の救助を蒙ると雖も。往事を追懷すれは占取島の住み易きを忘るゝ能はすと。季候一月より三月に至るの間。寒氣尤も甚たし。寒暑針氷點に下り。北岸は海水氷結し。北西風流行積雪深きときは丈餘に至るあり。春秋の二季は溫和なり。夏時は偏南風海霧を起し。咫尺を辨せさること數日に涉る。寒暑針五十度以上に昇ることなし。然れとも八月中旬に至り。好晴なるとき八十度已上に昇る。港灣全島の周圍に灣曲を作す者。大小二十餘箇所にして。北岸に四。東岸に二。西岸に二。南岸に十四。其中船舶を錨泊するとを得るものは。北岸の斜古丹及南岸の松ヶ濱。稻モシリの三港なり。阿那間マタコタンの如きは。吃水七八尺の小船舶に非されは泊すへからす。其他漁舟を泊するの地は頗る多し。西面のトロ港は港形甚佳なり。灣入一里餘濶さ五鏈許。港奧は一大河となり鈎形をなし。深く內地に入り。運舸の便あり。然れとも惜むらくは港口狹隘。加之數顆の暗礁起伏出沒し。水も亦淺く小舟の外。出入するを得さるか如し。故に良泊地と爲すへからす。淡水島中の山間に溪谷あるの地は。必す泉流注き出て。概ね清冽にして飮料に供するに足る。樹木。樹林は山腹或は溪谷に在り。植培に非す。天然に生する者なり。故に蟠生茂密し。樹下殆と立錐の地なきを以て。空氣の流通惡しく。又冬季は積雪深し。之かため充分の生長を得すして枯槁する者多し。樹木の種類は椴松。オンコウ。剪春羅等の類にして。椴松は稍內地の樅に類し。纖緯粗にして軟質なれは。良材には非れとも。生長速にして直く長さ二三十尺。圍二三尺以上に至る。家材に適當なり。小材は薪炭となすに足る。本島の南岸。松ヶ濱とコンプウスの間に一種の落葉松を生す。土俗色丹松と稱す。內地のから松に類す。丈け十尺以上に至る者ありと雖も。多は矮少にして雅姿あり。盆栽に佳なれば人頗る愛翫せり。然とも培養甚た難しと云ふ。禽獸。此島は陸に猛獸無く。唯多く野鼠及狐を產す。狐の種に四あり。黑狐。斑狐。三色狐及通常の赤狐なり。概して皮毛は軟纖稠密重厚にして。防寒の衣に宜し。就中黑狐は深黑にして澤色あり。外套の領袖婦人の煖手套に頗る佳なり。然れとも其數尤も少きを以て。現今獵獲を禁せり。本年六月以降徧く山野を跋涉せしも。之を見ること僅に二回に過きす。他の三種の狐は。黑狐の如く少なからす。海獸は海豹及海獺の類。海濱に浮游することあれとも。極めて少なし。又獺及臘虎の類も稀れに見ることありと云ふ。野禽の類は鷙鳥多し。嚴寒の候に最も多く來りて群を爲す。水鳥は鵬鷗(土言エトピリカ)の類。夏時島嶼の險崖岩石に蝟集し。巣を結ふ。土人之を獵獲し。尾を裁斷して皮を全剝きにし。其肉を刳拔して代りに稿草を入れ。是を乾かし。數疋の羽皮を縫合して防寒の外衣を作れり。而して肉は日乾して貯蓄し食糧となし。卵も亦食料に充つ。白鳥及眞鴨は十月下旬より來り。三四月の頃に至り飛去る。海產。昆布。布苔。海苔の類は。周岸の岸礁に附着せりと雖も。根室附近に比すれは。稍少きか如し。魚類は唯土人の食料に充つる爲め。漁するに過きされは其種類甚た少なし。現時漁す

ろものは。比目魚。魴。チカ。鯇。鱒。鮭其他二三種に過きす。鰤。海豚。鱶。鮪も徃々目に觸るゝことあり。鱈は此海に於て漁獲せしこと未た聞かす。國後近海に多しと云ふ。鯨魚は極めて多く。屢々近海に浮泳し海水を吐くを見る。年々四五月頃に至り死鯨の海濱に漂着することありと云ふ。將來殖民の地斜古丹。マタコタン。阿那間及其兩隣の淺灣の近傍の地は。人民を移殖するに足る。淺灣は北岸の主港にして。最なる者たり。平野あり樹木繁茂し。河流あり深入して内部の廣野に通す。南西の二面は多岩岐にして其際より一里以内は。臺形地或は丘陵なり。淵水流れて海に注き。樹木に富み。且つ漁舟を容るゝの小灣櫛比し。漁業及開墾牧畜に適す。亦殖民の地と爲すに足るべし。本島の南岸に沿て。島嶼の散布するもの夥多なりと雖も。皆小にして用に足るものなし。然れとも南岸の中央にあるヨコ子モシリ島は。本島岸と一葦水を距て相對し。周圍三里餘。島頂は概ね平坦にして雜草を生し。及ひ椴松の疎林あり。海崖は懸崖絕壁なりと雖も。本島と對岸の處は。小灣の形をなし。沙礫の濱なり。又松ヶ濱灣の西側を爲す所の一島は。周圍三里許。兩端大にして中央狹窄なり。恰も胡蘆形の如く。南北に長し。東岸は松ヶ濱灣の西側を擁し。南岸は海洋に面する處は斷崖なり。西側は松ヶ濱灣に通するの狹水道をなし。沙濱あり海濱の干燥場となすに足る。島嶺の南部は雜草を生し。北部は椴松の疎林あり。又北端は僅に水を距てゝ。本島岸に對するも。大抵干潮には水淺く膝を沒するに過されは。歩して渉るへし。以上の二島は本島岸に附着する島嶼の最なるものにして。後來大に望みある者なれは玆に附記す。

【租稅】明治の初。北海道は内地同樣の地租を徵せず。五年六月。開拓使達を以て北海道開墾地收稅額を定む。九年十二月。第百六十一號布告を以て。地租を地價百分一と改む。明治二十年三月。勅令第六號を以て。北海道水產稅則を定め。生鰊。生鮭。生鱒。生鰤。生鮪。生鱘。生鮑。生鯳。海馬。魚粕。乾身鉄鰊。乾胴鰊。乾脊割鰊。乾外割鰊。乾二ツ割鰊。鰊締粕。鹽鮭。鹽鱒。鹽鰤。鹽鮪。鹽鱘。乾鱘。乾鮑。乾鯳。鹽鯳。乾鮑。乾河豚。煎海鼠。鰑。海扇殼。乾海扇。乾牡蠣。昆布。細布。布海苔。若布。銀杏草等に稅を賦課したり。是に於て舊稅法の二割若くは一割又は一割六分等。各所各稅率を異にし。寛苛平準を得さるの弊なく。又現品徵收の煩なきを以て。多數の官吏を沿海各地に派出するの勞なく。官民共に其便を得たり。又明治二十年三月。勅令第六號を以て。出港稅廢止の公布あり。於是從前海產稅に重ぬるに本稅を以てするの苛法なく。營業者皆其負擔を緩るめ。大に水產の振興を助くるの情況あり。三十四年三月。法律第三號を以て。北海道地方費法を定め。同道の地方稅其他の費用を徵收する方法を規定し。一般府縣稅賦課に關する規定の外。反別割及び水產稅にも賦課することゝし。從前の水產稅法を廢し。道會議に於て之が稅率を議決し。内務大臣及び大藏大臣の許可を得て施行することゝす。

【土地】明治三十年五月。北海道區制及一級町村制。二級町村制を布きて。從來内地の市町村制を遵由せさりし制を改め。其自治を許し。三十二年八月。勅令第三百七十八號及び三十四年三月。勅令第十九號を以て。其中を改正し。同三十三年五月。内務省令を以て。其の一級町村制は三十三年七月一日より施行し。其地名を指定せらる。以後改正の條項あり。三十四年三月。法律第二號を以て。北海道會法を定め。同月。勅令第十七號を以て同議員選擧法を定め。議員を各選擧區より選擧し。法律勅令に別段の規定あるものを除くの外。北海道地方費の歲入出豫算及び地方稅の課目課率を議せしむ。

【軍制】明治六年十二月。長官黑田淸隆上表して。當道には屯田兵を置き。兵農相兼るの制を立て。各府縣及び道中の各地より土着の兵を募る。志願者は十七歲以上二十五歲以下の者又は元軍人たりし者等にして。家族を携へ兵屋に居住せしむ。其の服役年限は時々改正あり。二十二年七月。及び二十三年八月。屯田兵條例改正あり。二十二年九月。陸軍省令第十三號を以て。屯田兵徵募規則を定め。二十三年五月。勅令第七十六號を以て。同移住規則を定め。同九月。法律第七十九號を以て。同土地給與規則を定め。同月。勅令を以て屯田兵給與令を定め。二十八年十一月。勅令を以て。屯田兵給與地取扱規則を定め。二十八年九月。北海道中渡島。後志。膽振。石狩の四國に。二十九年一月一日より徵兵令を施行し。三十年勅令第二百五十七號を以て。他の七國に三十一年一月一日より之を施行す。三十年四月一日より第七師團を札幌に置き。普通の兵と屯田兵とを管轄せしむ。而して師團の兵は。第一。第二。第七及び第八師團管區より徵集することゝせり。

ボクカム 牧監のこと。大日本史に。牧監。別當。並掌二牧馬調良貢獻事一(延喜式)。淳和帝天長元年。先レ是信濃置二牧監二員一。至レ是減二一員一。四年置二甲斐牧監一。文德帝天安二年。信濃復レ舊。爲二牧監二員一(類聚三代格)。醍醐帝延喜中。武藏牧置二別當一。又定二甲斐。上野各一人。信濃二人一。並聽レ把レ笏。秩限二六年一。準二國司一責二解由一。其功過二上日一。左右馬寮檢定(延喜式)。四年制。勅旨諸牧別當。以二四年一爲二秩限一。餘準二牧監一(政事要略)。牧監ある國は國司に牧政を委ねざる也。

ホグシ　火串は。火を山中に焚き。獸の之に寄るを待ちて之を射る法なり。又覘狩と云ふ。わくがせわに云く。これみな獸狩にて夏季なり。ともしは鹿を射るなり。闇なる夜。山の木かげに篝を燒き。或は小炬を串につけてさす。是を火串といふ。妻戀る鹿。火影につきて寄來り。牝牡目を見合せ火にてらされて。鹿の目のきらきらとみゆるを。的にして射取るなり。歌にも見合す鹿とよめり。又獵夫（サッチ）のねらひともよみ。ますらをの待つとも知らでともつられたり云々。

ボクチク　牧畜は。獸畜を養ふ事を云ふ。我か國にては古來牛馬豚を養ふことありしも。豚は明治以後の業にて。羊に至ては同時之を始めたる者ありしも。何れも成功せずして今に稀なり。牛は丹但諸州を最とし。馬は王朝の頃信濃。甲斐を賞したるも。德川氏以後衰へて。奧州諸國を賞す。ボクカム。ウマ。ウシ。カチク。ニクショク等參看すべし。

齋藤美澄が古代農業考に。牧畜のことを擧け。天斑駒凧に神代に畜はれて。之を暴殄するは天津罪とせり。日本書紀神代卷には。伊弉諾尊勅任云々。既而天照大神在ニ於天上一曰。聞豐葦原中國有ニ保食神一。宜ニ爾月夜見尊就候一ㇾ之。月夜見尊受ㇾ勅而降。已到ニ于保食神許一。保食神乃廻ㇾ首嚮ㇾ國。則自ㇾ口出ㇾ飯。又嚮ㇾ海則鰭廣鰭狹亦自ㇾ口出。又嚮ㇾ山則毛麤毛柔又自ㇾ口出。夫品物悉備貯ニ之百机一而饗ㇾ之。是時月夜見尊忿然作ㇾ色曰。穢矣鄙矣。寧可下以ニ口吐之物一敢養上我乎。迺拔ㇾ劍擊殺。然後復命具言ニ其事一。時天照大神怒甚ㇾ之曰。汝是惡神。不ㇾ須ニ相見一。乃與ニ月夜見尊一一日一夜隔絶而住。是後天照大神復遣ニ天熊人一往看ㇾ之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化爲ニ牛馬一。天熊人悉取持去奉ニ進之一。とあるは。是れ牛馬の國史に見ゆるの始にして。此時既に牧畜し給へるは。事實に徵して知らるへく。果して然らは是ぞこれ牛馬の生育せし權輿になむありける。また同書に。是後素盞嗚尊之爲行也。甚無狀。何則天照大神以ニ天狹田長田一爲ニ御田一時。素盞嗚尊。春則重播種子且毀ニ其畔一。秋則放ニ天斑駒一使ㇾ伏ニ田中一。復見ニ天照大神當新嘗時一。則陰放ニ屎於新宮一。又見下天照大神方織ニ神衣一居中齋宮上。則剝ニ天斑駒一穿ニ殿甍一而投納云々。と見え。素盞嗚尊の如此く荒び給ひて。天功を妨害し給へるはいと不祥しく聞えたれども。其後御心清々しくならせ給へるより已後は。大年神をして五穀を播種せしめ。五十猛神をして草木を繁茂せしめ。大巳貴神をして國土を經營せしめ給へる等。無前の偉業を成し。前過を贖ひ。永く恩賴を蒼生に蒙らせ給へるが如きは。記紀等の古典に徵して知るべし。然るに獨り天斑駒を生剝逆剝せし罪を贖ひ給へること見えず。御牧望月大伴神社注進狀の奧書に。這一卷以ニ大伴神社祝金井美濃守木一寫之。正德四年甲午夏藤原朝臣花押。其次に「掛巻畏支信濃國佐久郡。横島鄉望月之里。御桐谷爾鎭坐須大伴神社者。月夜見尊也。大巳貴命也（二柱）。」この望月之里は木曾路にあり。此處の東の山上に望月城址と云ふあり。これ望月遠江守の據りし所なりとぞ。御桐谷。下文に所謂る神霧谷是なり。蓋望月驛なる一區の古名ならむ。大伴神社は延喜神名帳に。佐久郡大伴神社とある是れなり。木曾路名所圖會に望月驛にあり。今御獄社と稱す。此所の産土神なりと見えたり。伊邪那岐尊乃宣久。月夜見尊者可ミ以治ニ滄海原潮之八百重一也。如斯事依志給爾因弖。月夜見尊即青海原遠治食須時。龍馬爾乘給弖。四方乃國中之河々溪々爾至迄。不殘覘巡給支。」此より古傳なり。月夜見尊は即ち素盞嗚尊の一名なること。先哲確說あればこゝに贅せす。伊邪那岐尊乃宣久云々は。古事記に伊邪那岐命大歡喜詔云々。次詔ニ建速須佐之男命一。汝命者所ニ知海原一矣事依也。また日本書紀に。伊奘諾尊勅任曰。天照大神可ミ以治ニ高天原一也。月讀尊者可ミ以治ニ滄海原潮之八百重一也云々とあるに同じ時なり。但滄海原潮之八百重とは國土の古言なり。月夜見尊即青海原遠治食須時云々より。覘巡給支までは。伊弉諾尊の御詔別より後のことにて。素盞嗚尊の心清々しくなりて。君臨せるときなり。龍馬は馬の體格嚴めしく。逸足の形容と見。深く泥むへからず。大神宮延曆儀式帳に。月讀命御形馬乘男形著ニ紫御衣一金作帶太刀佩之とあり。また倭姬命世紀其の他神宮の古書にも見ゆ。「其時千曲川爾到給弖。川上遠指天登給爾。此溪川依濤水成而求ニ水上一弖登給支。其處爾奇支巖有支。故彼岩上爾登坐天四方遠望見給弖。此神霧溪爾蒼生乃往々住弖榮牟事遼。御心中爾神讓々賜弖。彼角馬川乃岩上爾度々出坐支。」千曲川は。「信濃なる千曲の川のさゝれ石も。きみふゝみては玉とひろはむ」（萬葉集）。水源佐久郡金峯山の陰に出つ。溪川は神霧谷。角馬川は水源非守ヶ瀧にして。越後に流れ。望月驛の傍を流る。「或時神霧谷爾到氐。彼岩上爾登利坐天。金弓金鳴鏑乎取持氐。天乃眞名井爾移牟止宣弖。地中爾投入賜婆。其處與利淸水涌出而。甚美加利支。故乃喜哉止詔天。東方乎御覽而宣久。朝日直刺岡。暮日日照岡止宣天。神霧谷。續松山麓金井原乃下津岩根爾。宮柱太敷立。高天原爾千木高知弖鎭坐支。眞名非爾の爾字恐らくは乎の誤りか。金井原。按するに月夜見尊の金弓金鳴鏑を投けて水を得給へる故事によりて。金井原と名けたるものか。木曾名所圖會に。かないが原。左に明神の馬に乘給ふ馬場とて。芝に輪騎の跡あり」と見え。又東鑑右馬寮預に。信

濃國金倉井牧。荻金井牧。佐久桂井庄なとあるも。皆由緣ある地名なるへし。「其後大已貴尊以二廣矛一天。八重雲遠押分弖。天地乎翔行弖。天下遠覗巡給弖。東國之五月蝿如須邪神乎神拂平賜而。此處爾到坐天。月夜見尊乃鎭坐受神言乎。畏美悦比愼美謹美毛齋奉仕奉弖。相殿爾鎭坐爾因天。大伴神社止奉崇支」と。伊邪那岐尊よりこれまて古傳なり。據りて按するに。大已貴尊が月夜見尊の靈を齋奉らむとして。已の御靈をも鎭め奉れり。「其後醍醐天皇御宇。藤原朝臣忠平等。奉勅官幣有志時。此郡內三座之中一社爾撰波禮弖。辱毛式內之一社也。」郡內三座とは英多。長田。及本社なり。「古昔月夜見尊彼岩上爾幸以來。里乎望月止號久。又彼岩上爾月御影殘禮留遠以天。其石乎月輪石止號久。其邊乃湖水爾月輪淵止云處有。是影向之處爾弖。于今不思議殘禮利。」月輪石今望月石と稱す。木曾路名所圖會に。望月山城光院望月驛にあり。禪宗本尊阿彌陀三尊。望月石發石門內にあり」と見えたり。○月輪淵云々は上文角馬川の註に見えたり。「月夜見尊此處耳鎭坐之時。龍馬爾所置御鞍乎自手繋弖。廣野之石爾懸賜支。後世爾鞍掛石止號久。其角馬者則駒之種止成禮利。」如此靈妙奇異大神之御形乎遷奉而。奉崇奉齋留御牧望月大伴神社爾。天地共永久爾鎭利大坐坐弖。今上天皇玉體安穩。四海泰平。五穀能成爾夜護日守守賜比幸賜也云爾。」神主金井某敬白。」鞍掛石今猶存せり。上文月輪石の解に見ゆ。御牧望月とは即ち望月御牧を云ふ。木曾名所圖會に望月驛の山の上を云ふ。今牧原と云ふ」と見えて。延喜式馬寮式其他諸書に載らせて古より著名の牧場たり。或記に云く。昔は例年勅ありて天皇紫宸殿に出御ましして。信濃の貢馬を叡覽し給ひしとぞ。貞觀七年十二月に制すらく。信濃國牧。馬元八月二十九日これを貢す。今十五日に定む云々とあるも。大に由緣あることならむ。其他古書中信濃の牧に關して。本文の註脚となるへきもの枚擧するに遑あらすと雖も。繁きによりて之れを省きぬ

以上載する所の古傳說と。正史の文とより能く其事實を明め。且此記中其角馬者則駒乃種止成禮利とあるに意を注ぎて。猶一層の考案を下すへし。蓋月夜見尊が天照大御神の勅を奉けて。保食神の消息を御覽せらるゝ際。一時の忿怒に堪かねて之を斬殺し給へる御身の化成して。五穀の種となり。蠶繭となり。牛馬となりぬるを。天之熊人をして之を取得させ。更に五穀をば天の狹田。長田に播種し。蠶をば天の香山の桑もて養ひ給ふの時。牛馬をも牧畜給へるとは。書紀の文勢と此時の事實によりて考ふれば。更に疑ふ所あるへくもあらず。其後月夜見尊(御別名素盞嗚尊)。再ひ犯び給ひ重播種子。毀畔。插籤。生剝。逆剝など天功を妨害する御所業ありしかば。諸神の譴責を蒙り祓を科せられ。出雲國に謫せられ給ひぬ。然り而して出雲國に謫せられ給へるより。御心清々なりて。父大神の勅の任に此國土を治め給ふ時に當りて。深く前過を後悔し。五穀草木を繁茂し。總の重播種子等の罪を贖ひ。且龍馬に乗り。天下を巡行して信濃に到り。蒼生の往々住むへき處を御覽して。之を經營し給ひ。其駒を遺して種となさせ。以て郷の生剝。逆剝の罪を贖ひ給へるものと考奉る。故に後世信濃牧馬の盛なるは此由緣によるならむ。

又柳田幾作の牧考に云。牧。和名鈔に無馬岐と訓めり。新井君美はマキは馬置なり。馬を放ち置くの義なりと云へり。一説に。梅をむめと云ひ。馬をむまと云へる類は正しき古言には非す。和名鈔の比。既に訛りたるものなりと云へり。又一説に牧はウマキの畧なり。馬城或は馬飼なり。ウマのウを省き。カヒの約。キなり。原野に馬を放ち飼ふと云ふ義なるへし。楊子方言に牧飤也とあり。注に。謂レ放二飤牛馬一也。飤畜養也とあるを併せ見るへしと云へり。國史に見えしは。天智天皇元年七月。多置レ牧放レ馬とあるを以て始と爲し。文武天皇四年に至り。又諸國をして牧地を定めしめ。牛馬を放つこと見えたり。是よりして大寶令に廐牧令あり。其後二百年延喜の朝に迨て。左右馬寮式。兵部省式に諸國の牧を載せたり。而して本邦に馬あるとは。百濟阿直岐に始ると。萬葉集抄に記したれとも。此説固より信す可からす。何となれは。古事記に。素盞嗚尊か天斑駒を逆剝にして。忌服屋に墮し入れられしことを記し。又大國主尊の馬に乗りて古志國に通ひ給し事を記したれば。上古より馬の我國に多く產せしこと。辯を待たすして明かなり。而して異邦より馬を貢せしこと。百濟國よりせしは應神天皇十五年にして。其後新羅よりせしは天武天皇十四年。朱鳥元年。持統天皇二年の三次なり。又雄畧天皇十三年には。甲斐の黑駒のこと見え。顯宗天皇二年には。百姓殷富。稻斛銀錢一文。馬被レ野と見えたれは。牧の如きも亦古くよりありしなる可し。而して延喜左右馬寮式に載する御牧は。甲斐國に柏前(今巨摩郡逸見筋に樫山村あり。野馬平。南牧よせ。北牧よせ。懸札等の地名ありて。古昔柏前牧の地なりと云傳ふ。小念と云ひて。念場原に續きたる廣き原なり。又山梨郡柏尾に尾崎林なと云ふ所ありて。黑駒山に續き。牧の事に緣あれは。是そ柏前の牧ならんと云ふ説もあり。然れとも。樫山村の方は。穗阪の山に聯なり。金峯の山脈斷えさる地なれは。牧に名あらんこと知るへし。今猶ほ馬を畜て產業の助けと爲す者少なからす)。眞衣(巨摩郡武川筋牧原村の地なりと云ふ。駒嶽。鳳凰山の東麓にして廣き所なり。今は悉く田と爲れり)。穗阪(巨摩郡北山筋志

ホクチ

摩庄の西に。穂阪の峯とて小坂あり。富士山巽方に聳え。眺望最も宜き地なり。穂阪の駒牽は日本紀畧。本朝世紀等にも見えたり）の三牧。武藏國に石川。小川。由比。立野（立野或は都筑郡と云ひ。或は秩父郡と云ふ。然れとも和名抄の郷名にも。都筑郡に立野を出して多知乃と訓し。拾芥抄にも武藏の馬牧五所を載せて。石川。由比立野。小野。秩父とあれは。立野は都筑郡に屬して。秩父の牧は別にありしなるへしと云。又云ふ。今都筑郡に立野の地名なし。又橘樹郡鶴見川の邊に駒橋。駒林。駒岡等の諸村あれは。此地古へ或は立野の牧ありしも知る可からす。而して郡界今と異なる所ありて。古へ都筑郡に屬せしや。是亦詳ならす）の四牧。信濃國に山鹿（諏訪なるへし）。鹽原（諏訪郡南大鹽邊に鹽原の地あり）。岡屋（諏訪郡なるへし）。平井（洗馬鹽尻邊に在り。小野南內。北內等も此牧の內なれ共。是は筑摩郡に屬す）。笠原（伊奈郡高遠の西に在り。上牧。下牧の地あり）。高位（高井郡なるへし）。宮處（伊奈郡なるへし）。埴原（同上）。大野（同上）。大屋（未詳）。猪鹿（緒鹿の誤なる可し。今佐久郡思川村其地なる可しと云ふ）。萩原（今佐久郡萱倉の地なるへし。萩にヲミカヤの訓あれはなり。又東鑑に。金倉井に作る。金倉も亦かやくらなり）。新治（佐久郡に在り。一の木戶。二の木戶等の地名あり。又牧屋と云ふ所あり。牧監なとの住みし跡なるへし）。長倉（佐久郡に在り。今發地村。馬取かやなるへし。駒形神祠杉折にありしと云ふ。杉寶永正中管寶に作ると）。鹽野（佐久郡に在り。八幡村に駒形と云ふ所あり。其他又柵口。野馬除等の地名あり）。望月（佐久郡に在り。今須加間の原と云ふ。北は布引山。諏訪山に依り。千隈河其北に回る。西にかくま川あり。上原。中原。下原。御馬寄。駒寄等の地名あり。又牧布施の南に駒形の神祠あり）の十六牧。上野國に利刈。有馬。治尾。久野。市代。大藍。拜志。鹽山。新屋の九牧（九牧所在未詳）にして。其諸牧の駒は。每年九月十日其國の國司。牧監若くは別當人等と共に。牧に臨みて檢印し。帳簿に登記し。四歲以上用に堪ふへきものを調良し。明年の八月牧監等に附して。貢上せしなり。其年貢御馬の數。甲斐國は六十疋（延喜式原注眞衣。柏前。兩牧。三十疋。穂坂牧。三十疋）。武藏國は五十疋（同上諸牧三十疋。立野牧二十疋）。信濃國は八十疋（同上諸牧六十疋。望月牧二十疋）。上野國は五十疋なり。此他又諸國より貢する牛馬の數も定ありて。左右馬寮にて之を點檢し。然後兵部省に移せしなり。其數遠江國馬四疋。駿河國牛四頭。相模國馬四疋。牛八頭。武藏國馬十疋。上總國馬十疋。下總國馬四疋。常陸國馬十疋。上野國馬三十五疋。牛六頭。下野國馬四疋。周防國馬四疋。長門國牛二頭。讃岐國馬四疋。伊豫國馬六疋。

ホクチ

牛二頭。每年十月長牽貢上し。並に近都の牧に放飼すと記せり。其近都の牧と云は。攝津國鳥養牧。豊島牧。爲奈野牧。近江國甲賀牧。丹波國胡麻牧。播磨國垂水牧等を云しなるへし。其故は諸國より貢する馬牛は。各件牧に放ちて繫用すると見えたれはなり。又兵部省式に載する。諸國馬牛の牧は。駿河國に岡野馬牧。蘇彌奈馬牧。相模國に高野馬牛牧。武藏國に檜前馬牧。神崎牛牧。安房國に白濱馬牧。鈐師馬牧。上總國に大野馬牧。負野牛牧。下總國に高津馬牧。大結馬牧。木島馬牧。長洲馬牧。浮島馬牧。常陸國に信太馬牧。下野國に朱門馬牧。伯耆國に古布馬牧。備前國に長島馬牛牧。周防國に竈合馬牧。垣島牛牧。長門國に宇養馬牧。角島牛牧。伊豫國に忽那島馬牛牧。土佐國に沼山村馬牧。筑前國に能臣島牛牧。肥前國に鹿島馬牧。庇羅馬牧。生屬馬牧。柏島牛牧。檝野□牧。早崎牛牧。肥後國に二重馬牧。波良馬牧。日向國に野波野馬牧。堤野馬牧。都濃野馬牧。野波野牛牧。長野牛牧。三原野牛牧にして。以上諸牧馬は五六歲。牛は四五歲なるを。每年左右馬寮に進め。各梳刷剗を備ふ。其西海道諸國は太宰府に送り。但帳にて省に進むと記せり。又文治二年八月左馬寮領牧の名。東鑑に載する所は。笠原御牧。宮處。平井互。岡屋。平野。小野牧。大鹽牧。鹽原。南內。北內。大野牧。大室牧。常磐牧。高井野牧。笠原牧（南條）。同北條。吉田牧。萩金井。新張牧。望月牧。鹽河牧。菱野。長倉牧。鹽野牧。桂井庄。緒鹿牧。多々利牧。金倉井牧なり。而して此諸國は皆信濃國に屬せしなる可し。按するに貞觀七年十二月制。信濃國勅旨牧野馬。元八月二十九日貢レ之。今定二十五日一云々の事國史に見えたれは。是より牧に望月の名ありしなるへし。江家次第には。信濃御馬。本八月十五日也。依二朱雀院御國忌一改用二十六日一と記したり。而して甲斐國の牧の如き。延喜式載する所の外。口碑に存するもの猶數所あり。則ち小笠原（巨摩郡逸見筋にあり。東鑑に。承元五年五月十九日小笠原御牧。牧士與二奉行人三浦平六兵衞尉義村代官一有二喧嘩事一。今日被レ經二沙汰一云々とあり。古は小笠原村の北。上手淺尾神取の諸村引續きたる郊原なりし由。今茅嶽の麓に馬城の壘の形を存すと云ふ）。八田（巨摩郡西郡筋にあり。高尾村御崎の祠掛鏡の銘に。甲斐國八田御牧北鷹尾。天福元年（大才癸巳）十二月十五日。大勸進蓮華坊辨慶と記せり。里人加賀美。小笠原等の村より北を指して八田庄と云ふ。又最勝寺鐘銘にも。八田御牧の字を記せり）。武川（山梨郡萬力筋に在り。又竹川とも書けり。東鑑に。建久五年三月十三日。甲斐國武河御牧駒八匹參着。被レ經二御覽一。可レ被レ進二京都一云々と見えたり。此地牧平にて。漆川と赤芝川と合流し。竹川と名つく。乃ち西保川なり。東鑑

に武川と書きたる故に。巨摩郡の武川に混ずるものあり。今武川庄の內古へ一般の馬城と見えたり)。黑駒(八代郡石和筋に在り。日本紀雄略天皇十三年。木工猪名部眞根有レ罪。仍付二物部一刑レ于レ野(中略)。以二赦使一乘二甲斐黑駒一。詣二刑所一止。而赦レ之。解二徽纆一。復作レ歌。曰云々。又續日本紀聖武天皇天平三年十二月。甲斐國獻二神馬一。黑身白髮尾(中略)。其獲レ馬人進二位三階一。免二甲斐國今年庸。及出レ馬郡庸調一。其國司史生以上並獲レ瑞人賜レ物有レ差云々と見えたり。是等皆此牧の產する所にや。今猶ほ藤木宿の支村に。駒木戶と云ふ所あり。即ち黑駒牧の木戶なとありし所ならん。黑駒山の西に續きたる小石和の諸村。皆古への牧場なりと云ふ)。南部(巨摩郡河內領に在り。日蓮上人の消息に。南部御牧。波木井鄕。又飯野御牧。三箇鄕之內波木井とも見えて。波木井村の南二十ヶ村は。凡て南部の御牧なり。飯野は其內に在りて。又之を三ヶ鄕に分ちしならん。飯野今大野に作る。大野。相又。波木井の三村は地勢も自ら異なれは。馬城の名をも別に立てゝ。飯野の御牧と稱せしなる可し)。飯野(見上)の諸牧あり。夫れ本邦古昔牧場の盛んなる此の如し。然るに中世以降牧場漸く減し。今日に至ては。古昔牧場の所在をも詳にする能はさる者頗多し。其故何そや。惟ふに古へ王朝の兵制に於る。五人を伍と爲し。五伍を火と爲す。每火六馬。其騎に便なるものを以て騎隊と爲し。餘を步隊と爲す。此の時に當て東國馬に宜しきの地。皆牧監あり。時を以て之を貢し。之を左右馬寮に畜養す。且兵農未た分れず。諸國の士皆士着せしを以て。天下事無れは士は常に畜牧樵蘇の業を親らし。天下事有れは各糧を齎して之に趨く。故に朝廷尺一の符を下して。之を調發すれは。數十萬の兵馬立ところに具る。其後源氏世々東國に將たるに及んで。遂に東國牧馬の利を擅有せり。故に藤原氏賀陽の第を落するや。源賴光數十匹の馬を以て賭家に分贈す。源平の戰に及んて。平氏源軍の馬多きを憚れて曰ふ。人ことに五六馬を畜へ。山谷を馳すること平地の如しと。亦以て王家の威政を失ひて。源氏之に代り。平氏の之を支ふること能はすして。源軍の天下に敵なき所以。其騎兵の盛なるに由ることを知る可し。是に由て之を見れは。馬政の兵事に關する。豈淺鮮ならんや。又源賴朝の東大寺を慶するに。金千兩馬千匹を以てせしを見ても。後世將師の物を相贈るに。金多くして馬少きに非さるを知る可く。其騎兵の盛なる。固より言を俟たさるなり。鎌倉の霸業漸く衰へ。足利氏の時に及んては。其先東國に起ると雖も。府を京師に開きしか故に。東國馬に宜きの地は概ね藩國と爲り。是よりして以降馬の用漸く疎にして。其產出亦多からす。東國諸牧の衰廢職として是に由る。織田氏。豐臣氏に至ては。近畿に起りしを以て。其兵固より步多く。騎少く。且當時の兵を言ふ者甲越二家を推す。二家の鬪ふ所。其地險阨にして。騎戰に便ならされは。其馬を用ふるや。徒に糧食器械を運搬するに取り。其戰に及んては。常に步兵を用たり。其法遂に天下に徧くして。騎戰の用益々衰ふ。豐臣秀吉の西伐せし時。三十萬人の糧二萬匹の馬芻を具へしめしを見ても。亦當時の馬少きを知る可し。夫れ古へ鎌倉霸政の比の戰を見るに。一隊の兵僕從に及ふまて。騎らさるもの無し。後世に至ては。三百石の祿を食む者にして。始て一馬を具ることを得。一萬石にして僅に十六騎を出し。騎者指揮して步者戰ふ。大に王制騎隊の意に反せり。德川吉宗の時に及んて。諸國の牧政を振興せしも。復古昔の如きこと能はす。而して太平の久しき。馬を養ふの法も亦一變し。之を養ふに豆を以てして草を以てせす。唯其毛色の澤を取りて。其力の强壯なると。蹄の堅勁なるとを問はず。之を御するも。亦唯其節奏を習はすに止まり。其縱橫馳騁を問はす。亦以て世變を觀る可きなり。

【德川氏牧馬の制】其詳を知ること能はされとも。今淸水濱臣か總常日記。及菱川大觀か秦嶺館文集に。佐倉牧捕馬の事を載する所。稍々其梗槪を見る可し。今總常日記を抄す。鎌谷は上總。下總にわたりて。橫四十里におよふとそ。其野に十町はかりにや分ちあらん。高さ一つゑあまりの土道をつきて。一つ圍の中を。又三つにかこひわけて。かりそめの木戶をひらき。牧使三人(正使一人。副使二人)綾藺笠をいたゞきて。狩さうぞくして馬にまたがり。おほくの野駒をのりまはし。さそひたてて。木戶より入て。おくの圍にのりいれは。それについて。野駒ともきそひいる。いくたびかかく追入て。牧使は土道のうへなる假屋に居て。駒の毛つけにやあらん。筆とりてしるしつけをり。さて五六匹つゝ中のかこひへ入て。列卒ともつなをめくらし居て。駒を中にとりこめ。用にあたるへきをは。牧使それとさしをしふるを待て。かりこの中に。長たちたるもの一二人。駒のくびに引かくへきわなを竹枝につけもちて追まはし。打かくれは。一人はたゞちに抱きつきて。押たふす。また一人やがて口繩はませて引たつ。四五人そへて引たて。かこひより十町はかり西に。かりそめの廐めく所あるに繫ぐなり。いとあらき駒は斯くひかれゆく筋にて。藪に橫入するも有りとそ。かこみの中にあるほとも。くびづなかゝらじとて。土道の上をこえて逃出んとするを。土道の上にかりことも多くむれゐて。追おろすなり。かくて五六匹か中にえり殘されたるにも。用にあたるへきか。年わかく。又は

ホクチ

來んとしには用にあたるへきなとは。燒印おし。のころ不用の駒とゝもに。つぎのかこひへはなちやるなり。燒印は國郡所々によりて。印のかたちかはれり。五六四づゝかくすること數度にて事はてたり。其日ははしめ追入たる駒の數六百餘にて。用にあたり引たて行しは。百七十あまりなるへし。かく此大野十所かほとをめくりて極ることなれは。數のあまたなること思ひやりぬへし。

【牧の馬に燒印をする事】古昔牧の馬二歲に至れは前にしるせる如く目錄を官に奉る。又諸祭大祓繫飼。及ひ人に給ふ馬は。牧にて用ひし印を燒返して給ふを。竝に廐牧令に見えたれとも。其印の形如何なりしや。今得て考ふ可らす。唯室町氏の時。進物の折紙に。馬の毛付及印を書載せたるに。雀目結。兩目結。里雁。十文字。鹿笛等あり。又永正五年十月。八條近江守房繁か書きたる糠部。九箇の部の燒印圖と云ものに。馬の印を記したれとも。往古の遺製には非すして。中世の造意なる可し。屋代弘賢か古今要覽稿に。糠部馬印の圖。及德川氏用ふる所。野馬燒印の圖を載せたり。また貞丈雜記に云。馬の印と云事舊記にあり。馬のかれとよむべし。馬のびわもゝ（びわもゝとは。馬のあとあしのもゝの事也。琵琶の形に似たり。ひらもゝともいふ）の左の股の外にやきがれの印をおす事也。此事上古よりある事也。扱宮の字の燒印ある馬牛は。天子の御物に上る也。後世に及ても。馬の股外に色々の燒印をおして馬の品位をわかつ也。舊記に見たる印の名品々あり（印形畧す）。又鹿笛と云は。狩人鹿を寄する爲に吹く笛也。その笛の形を印にしたる成べし。つゝさびと云は詳ならず。下山と云も詳ならず。もし山形と云物は（へ）如此類歟。金鑿と云は。舊記にかれほる道具也。縮やう不見知也と有り。詳ならず。金をほる道具の形なるべし。兩雀と云は。兩の股に雀をおしたる也。是を兩印といふ。雀目結とあるも。雀と目結と兩印也。松皮は松皮菱なるべし（■如此歟。三日月は）如此歟。舊記に松皮。三日月不見及とあり（光大曰。尺素往來に云。但自二奧州閉伊郡一到來。其印鹿笛者北の方。飛雀者南の方。此内羽折雀。小雀。殊可レ有二御賞翫一候。其外雀下一つ。遠雁文。文字有。文字引。量丸等者。纔以一疋之蓋。可レ播二六龍之德一候。大輪違者彥間立。雀下一方者御所御牧に候。別て可レ有二御秘藏一乎云々）。馬の印に鹿笛といふ形あり。鹿笛は狩人が鹿をあつむる爲に。鹿のなく聲をまれて吹く笛なり。その形を鐵印して燒て馬の股におすなり。【馬の館】と云事舊記にあり。書札雜々聞書に云ふ。馬の館の事。彥間。田鎌。須彌盥。此異名の事馬の館なり。一段と仔細ある馬に候間。書狀に此等は書載候事也云々。條々聞書に云。馬をよそへ遣候狀に。毛付印などの事。

常のごとく可書。まづおろしかれ。須彌たらひ。田鎌。彥間などあるならば。添狀に可書。先本印を書て。同く下印を可書。太刀なども同前。彥間。田鎌。須彌盥など一段の事ならば。內狀にものすべき也云々。此等の趣を以て考るに。彥間。田鎌。須彌盥は牧の名なり。是を書くを下印と云。前にしるす印とは別なり。館と云ふ事貞益（貞丈か父）云。あのたち。此たちと云ふ。たちの事なり云々。館は立也。彥間のたち。田鎌のたち。須彌盥のたちと云事。其牧々に詞を立て飼ひ置く儀なり。何方の牧に立たる駒といふ事なり。彥間。田鎌。須彌盥三ヶ所の牧は。良馬の出る牧にて賞翫なり。尺素往來に。馬の事を書たる狀の文言に。多久佐里の本牧兩三疋候。須彌足井邊。竝肢爪。地拘所レ替二于馬一候。又云。大輪違は彥間立。雀下一方は御所の御牧に候とあり。多久佐里は前に記したる田鎌也。須彌足井は前に記したる須彌盥也。彥間は前に記したるに文字同し。彥間立の立の字は前に記したる館に同意也。肢爪。地拘所レ替二于馬一候とは。肢は四足の事也。地拘は地をあゆむ時の形也。四足の形。爪の形。地拘の形也。多久佐里に本牧といひ。須彌足井に邊といひ。御所の御牧に對して彥間立といへるを以て考れば。多久佐里。須彌足井。彥間。此三つは牧の名也。此三箇所の牧の馬。肢爪。地拘。各替る所有て。是は多久佐里のたち。是は須彌足井のたち。是は彥間のたちと見分る也。馬の館といふは此事也。今も馬の而惣體のかつかふを見て。仙臺駒。土佐駒。信濃駒などゝ見分るも。其馬のたちを見分る也。右多久佐里。須彌足井。彥間。三箇所にて。其牧々のしるしの印をおす也。此三箇所の牧より出しし馬を。古は賞美したる也。牧々に定ありて。雀目結。遠雁。鹿笛等のかれをばおしたるなるべし。源平盛衰記に云。いけづきとは。黑くり毛の馬。高さ八寸（ヤキ）。ふとく逞ましきが。尾のさきちと白かりけり。當時六歲。猶いでくべき馬也。これも陸奧國七の戶立の馬。鹿笛を金燒にあてたれば。少も紛るべくはなし云々とあり。七の戶立と云も。七の戶よりいでたる館なり。彥間立といふも是に同し。

【牧場の制度】令義解卷第八。廐牧令第二十三に曰く。凡牧馬長帳者。取下庶人清幹堪二撿校一者上爲レ之。其外六位及勳位。亦聽レ通取。○凡牧。每レ牧置二長一人。帳一人。每レ群牧子二人一（謂若不レ盈レ群者即准量而置也）。其牧馬牛皆以レ百爲レ群（謂凡駒犢至二二歲一校印。即校印之年亦爲レ別レ群。其未レ別間猶從二本群一）。○凡牧牝馬四歲遊牝（謂遊牝猶二交接一也）。五歲責レ課。牝牛二歲遊牝。四歲責レ課。各一百。每年課二駒犢各六十一（謂依二上條一。以二一百一爲レ群。即牝牡併數也。此條稱二一百一者。唯數二母畜一。凡隨二母畜數一立二責レ課法一。故舉二成數一以制二大例一。非下是必以二一百一爲中定數上。假令母

畜十課二駒犢六一之類。其牧牝馬五十。充二牧子一人一。課二三十駒一。即乘レ一者依二下條一賞二稻十束一。若有二六十一者充二牧子二人一。即乘レ二者賞二稻二十束一。其馬三歲遊牝而生レ駒者。仍別レ簿申。○凡牧馬牛每レ乘二駒二疋。犢三頭一。各賞二牧子稻二十束一(謂。依レ律。牧馬牛准二所レ除外死失及課不レ充者二一。牧子笞二十。三加二一等一。此律既不レ稱。皆即知合レ爲二首從一也。凡賞罰之道理當二均一一。准レ律科レ罪即有二首從一。據二今分レ賞何無二輕重一。即以二二十束一爲二十九分一。十分給レ首。九分給レ從。若首從難レ知者。二人各受二十束一。其長帳分法亦准二此例一也)。其牧長帳各通二計所レ管群一賞レ之(謂。例令管二二群一之乘四疋。及管二三群一之乘六疋。各賞二稻二十束一之類。即管二一群一之乘二疋。若管二二群一之乘一疋。管二一群一之乘三疋。亦依二賞例一。其有二死闕者一。全賞二見在人一也)。また正當の理由なくして牧畜の數を減すれば。罰及び賠償の法あり。又云はく。凡在レ牧駒犢至二二歲一者。每年九月國司共二牧長一。駒以二官字印一印二左髀上一。犢印二右髀上一。竝印訖。具錄二毛色齒歲一爲二簿兩通一。一通留レ國爲レ案。一通附二朝集使一申二太政官一。○凡牧地恒以二正月以後一(謂二二月以前一故律云二非時一謂二三月一日以後一也)。從二一面一以レ次漸燒至。草生使レ遍。其鄉土異レ宜。及不レ須レ燒所不レ用二此令一。○凡須レ校二印牧馬一者。先盡二牧子一。不レ足國司量二須多少一取二隨近者一充。○凡牧馬應レ堪二乘用一者。皆付二軍團一。於二當團兵士內一簡二家富堪レ養者一充。免二其上番及雜駈使一。大日本史に種々牧場に關する事を記せり。今之を抄出す。桓武天皇延曆八年【牧牛馬の帳簿】を進るへき旨を令せらる。類聚三代格。九月四日。太政官符。應レ進二馬牛帳別卷一事。」右被二右大臣宣一偁。奉レ勅。凡責二馬牛課一。具在二令條一。今也太宰府內馬牛徒載二公文一。都無二生益一。或國雖レ經二數年一。而其帳未レ進。或國雖二僅進レ帳。而事多二脫誤一。加以。馬牛者軍國之資。不レ可二暫無一。而不レ加二捉搦一。致二此疎略一。是則府官之過也。自今以後。宜下仔細責二其課一。別造二簿帳一。每年令上レ進。」廐牧令云。凡牧牝馬四歲遊牝。五歲責レ課。牝牛三歲遊牝。四歲責レ課。各一百每年課二駒犢各六十一。其馬三歲遊牝而生レ駒者。仍別簿申。」○同十五年【百姓私の牛馬の印】を定しむ。類聚三代格。延曆十五年二月二十五日。太政官符。定二百姓私馬牛印一事。」長二寸。廣一寸五分以下。右得二上野國解一偁。部內百姓等私馬牛印過二官印大一。奸盜之徒。盜二取官馬一。燒二亂其印一。論二亡明驗一。若不可嚴制。奸僞難斷者(可。恐加。離。恐難)。右大臣宣。奉レ勅所レ申送レ理(送。宜レ作レ愜)。宜下下二符七道諸國一。令中依レ法作上。」按廐牧令云。凡在レ牧駒犢至二二歲一者。每年九月國司共二牧長一對以二官字印一。印二左髀上一。犢印二右髀上一。○また【貢馬の年齒】を定めらる。類聚三代格。延曆十五年十月二十二日。太政官符。諸國貢繫二飼馬牛一事。」右被二大納言正三位紀朝臣古佐美宣一偁。奉レ勅。諸國所レ貢馬牛。或年齒過老。不レ中二乘用一。或疲瘦殊甚。不レ似二御馬一。加以貢上違レ期。總爲二緩怠一。此則所司檢領乖レ方。國司繫飼不レ勤之所レ致也。宜下仰二所司一。馬五六歲牛四五歲爲レ限令上レ貢。」○嵯峨天皇弘仁元年猥りに牧馬に乘るを禁せらる。類聚三代格。弘仁元年五月二十二日。太政官符。應レ禁三斷乘二用公私牧文馬一事。」右被二右大臣宣一偁。奉レ勅。凡牧馬遊牝任レ意。良駒可レ育。今聞主當人等。競繫二文馬一私事乘用。因レ此課鈌多レ數。蕃息減少。其良馬者。國家之資。機急之要。宜下自今以後。重仰二國司一。不レ論二公私一。嚴加中禁斷上。若慣レ恒尙犯。科二違勅罪一。郡司百姓。見知不レ告。亦與同罪。」【貢馬】是より以下。日本史兵志に載する所を揭ぐ。淳和帝弘仁十四年九月。御二武德殿一。覽二信濃貢馬一(日本紀略)。初延曆中。置二信濃牧監公廨田一。凡諸國牧馬有レ闕。隨レ數徵レ直。每レ駒稻二百束。既而其弊稍生。牧子皆苦二徵求一。相率逃亡。信濃特甚。天長元年。所司請レ停レ徵二駒直一。依レ法科レ罪。信濃罷二牧監一。令二國司掌一レ之。勅駒直徵二百束一。牧監二員減レ一。令二國司相共撿校一。牧監準二國司一責二解由一(政事要略)。至二文德帝時一。牧監復レ舊(類聚三代格)。四年甲斐言。本國所領牧與二信濃一同。頃年牝牡蕃息。已至二千餘一。而監事品秩稍卑。馬政不レ行。請準二信濃一置二牧監之職一。許レ之。淸和帝貞觀三年制。陸奧馬不レ許レ出レ境。成例既久。今法禁漸弛。一旦緩急。何以支レ之。凡其戎馬堪レ用者。無二牝牡一宜二悉禁一レ出レ境。以資二警備一(類聚三代格)。六年勅改下諸國貢二御馬一期上。從二國遠近一以爲二程限一。尋改下信濃貢二御馬一期上。明年制。信濃勅旨牧馬以二八月二十九日一。今定二十五日一(勅旨牧始見二于此一。勅旨。本書作二勅使一。今據二日本紀略天德三年條一訂レ之)。冷然院諸牧。以二八月二十五日一。今定二十一日一。皆及レ期貢進(三代實錄)。謂二之駒牽一(日本紀略)。宇多帝寬平五年勅。勅旨牧馬有二闕亡者一。令二別當塡レ償。醍醐帝延喜四年。以二勅旨諸牧御馬減耗一。勅定二別當秩限一。準二牧監一責二解由一。九年以二武藏立野牧一爲二勅旨牧一。每年勞二飼御馬二十五匹。以二八月二十五日一貢上。勅旨牧皆置二別當一(政事要略)。其後作二延喜式一。馬政亦備。凡御牧在二甲斐。武藏。信濃。上野一者三十二所。每年九月國司與二牧監若別當一(信濃。甲斐。上野置二牧監一。武藏置二別當一)。臨レ牧檢レ印署レ帳。簡レ齒四歲以上堪レ用者。明年八月。附二牧監一貢上。其不レ中レ貢者。充二驛傳馬一。但信濃不レ在二此限一。又駿河。下野。伯耆。備前。伊豫。肥前等。置レ牧凡二十七所。年貢二御馬一。甲斐六十匹。武藏五十匹。信濃八十匹。上野五十匹。若有レ所レ闕二課値一。每レ駒稻七十

ホクチ

ホクチ

東。又諸國所レ貢繋飼馬。各有二定數一。左右馬寮均分檢領。移二兵部省一。竝放二飼于近都牧一。養飼之法。有二櫪飼。繋飼。國飼。放飼等一。櫪飼。即櫪中所レ養者。繋飼。繋二牧馬一而調二良之一者。國飼。寮以二御馬一附二山城。大和。河内。攝津。伊勢。近江。美濃。丹波一。養レ之者各有レ數。放飼。寮放二諸國貢馬于攝津。近江。丹波。播磨諸牧一養レ之者。又有二山城美豆廐一。養二飼御馬一不レ肥者。凡馬充二衞府一者。左近衞看督。左兵衞行レ夜。及檢非違使各有レ數。左馬寮營二種大和。攝津。信濃。越前。播磨莊田二百四十六町一。右馬寮營二種大和。信濃。越前。播磨墾田二百四十五町一。以充二秣料雜用一。又有二諸國所進秣料一。諸衞府兩國所レ輸年料芻。諸國所レ進秣料。近江米百五十斛。備前大豆八十斛。以充二左馬寮一。播磨米。阿波大豆。充二右馬寮一者。亦如二其數一。諸衞府兩國年料芻。左近衞府四千斤。左衞門府八千斤。左兵衞府三千斤。山城六千八百三十三斤。攝津千斤。以充二左馬寮一。右府兩國輸二右寮一者亦如レ之。二寮又有二山城。大和陸田三十二町。公廨田十町一。西海道諸國馬。便送二太宰府一。進二帳兵部省一。太宰府或馬有二定額一。又有下分二置鴻臚館一。以備二急速一者上（延喜式）。其條令頗詳。然非三當時所二皆行一也。朱雀帝承平中。以二武藏小野秩父二牧一。爲二勅旨牧一。小野御馬四十匹。每歲八月二十日進二于京一。秩父二十匹。八月十三日貢レ之。村上帝天曆六年。以下甲斐。武藏。信濃。上野貢馬違レ期。及減中例數上。敕切責二國司牧監一。其後レ期減レ數者。牧監雖レ有二他勞一。不レ預二賞例一。屢致二闕怠一者。解二卻其任一。國司五位以上奪二位祿一。六位以下折納二公廨一（政事要略）。又以二朱雀帝國忌一。信濃貢馬改用二十六日一。竟爲二永例一（江家次第。公事根源。日本紀略）。然是後諸國歲貢多不レ及レ期。或至二冬月一。或延至二明年一（日本紀略。本朝世紀。小右記）。如二甲斐諸牧一。歲減二例貢一。或進二羸馬一。一條帝寬弘九年勅。甲斐御馬。國司宜レ遵レ式貢進。牧司有二姦濫一。務加二檢察一。若不レ恪レ命。必處二罪責一。路次諸國不レ速二傳送一。亦俱同レ科。凡每牧毋馬。國司遷替之日。具レ簿奏上。如有二減耗一。必充二其數一。然後考二功過一以行二褒貶一（小野宮年中行事）。至二堀河帝以後一。甲斐。武藏等皆闕而不レ貢。但信濃猶二屬左馬寮貢進一。故十六日駒牽。僅存二舊例一。然衰替之甚。至下進二隻駒一以供中故事上。如二臨時所一レ須。馬寮或不レ能レ給焉（斟二酌本朝世紀。中右記。山槐記。建永元年記。東鑑大意一）。而當時國郡武士最重レ馬。爭相畜養。其稱二大名一者。率常畜二三五十匹一。凡算二兵數一。亦必以レ騎。而健鬪之士。愛二惜名馬一。如下源仲綱於二木下一。佐々木高綱於中生唼上。可二以見一也（源平盛衰記）。及三源賴朝操二兵柄一。馬政亦盛行。嘗獻二一百匹於後白河法皇一（東鑑。古今著聞集）。又施二一千匹一。以慶二東大寺一。文治二年十月。賴朝貢二御馬五匹一。其後貢獻率以二十月十一日一爲レ例。多者二十匹。承元四年。源實朝令二守護地頭一。復二諸國御牧一（東鑑）。而信濃望月牧。至二後醍醐帝時一。貢猶不レ絕。及二中興一。又復二甲斐諸牧一（建武年中行事）。」以上は日本史に載する所なり。【陸奥出羽の馬】を買ふ事を禁せらる。日本後紀弘仁六年三月辛卯。勅。軍用之要。以レ馬爲レ先。今聞權貴之家。富豪之輩。通二使於邊邑一。求二馬於夷狄一。部内由レ此不レ肅。兵馬所二以闕乏一。宜下依二延曆六年格一。禁中買二陸奥。出羽兩國馬一。若有二犯違一。責以二嚴科一。物即沒官。但駄馬之色不レ在二禁限一とあり。

【奥州牧馬】奥州の產馬殊に南部の馬は。其名今に高し。依て岩手縣廳の調査せる南部馬史中の要を摘出せん。云く。上古神代の事舊記の存する者なし。左に掲くる處の歌は。陸奥の駒を詠したる者にして。其撰七八百年前に係り。南部馬の往昔に於ける名聲を知るへし。「きれいつるおふちの駒に先ちて。かつみる人も戀しかりけり」（永久四年）。「綱たへてはなれはてにし美ちの久の。おふちの駒なきのふみしかな」（應德三年）。「美ちのくのおふちの駒も野飼には。あきこそまされなづくものかは」（天曆五年）。源實朝の時。南部光行戰功あり。糠部地方に封せられ。甲州南部莊より此地に入部せられ。三戶に到着す。之より四方を征討して。陸中一國の藩主となる。此領土を總稱して。南部領と云ふ。即ち南部馬の名稱も亦此公の入後に呼はれしものなり。南部馬の嚆矢は。文武帝。諸國に牧制を布かれし時と云ひ又田村麻呂將軍の時とも云ひ。應神帝の時とも云ふ。然れとも嘗て往古土民よりの口碑に傳はると云ふ一話を聞けり。曰く。神代天照大神の時皇子奥羽の地に巡狩せられ。蹕水澤の邊に到るや。土人等北方より馬數十頭を牽き來りて之れを奉迎し。其馬を獻す。後其休憩せらるゝ所に祠を立てゝ之れを祀る。即ち今の駒形神社是れなりと。其後文治年間。後鳥羽帝の代に。陸奥の國守藤原秀衡京都に馬を產出なし。又佛工師雲慶に糠部の駿五十頭を贈とあり。糠部地方には良馬產出して當時の首長國守等か多少牧養の點に注意を盡し。此地方の馬格は當時已に全州に珍視せらるる所たるを知るへし。奥州固有の馬種か他邦海外の馬種と相襍ふて。改良の緒に就きしは近來のこと。其年處の初精確ならすと雖ども。左に聞く所の一二を錄して參考に供せん。（一）享德三年田名部の領主に蠣崎藏人信純と云ふ者あり。當時足利氏政柄を執りて四方に跋扈し。海内大に亂るゝを期として。自ら奥羽の地を蹂躪し。反逆を企てんとしたり。依て家臣峯の坊と云ふ山伏を韃靼。魯西亞。蒙古に派遣し。以て兵馬若干を假らんことを要求したり。享德四年正月。峯の坊歸朝し。魯西亞大都

督大机賢。山北州大都督突呂賢。韃靼元帥徐怨裴。蒙古大都督大机桂を同行し來り。北郡湯澤野浦に來着せり。當時礪崎藏人は同苗主税に命して之を迎へしめ。四名の都督を蠣崎の城に招き。家臣清岡雅樂頭。根津美作守に命して饗應せしめ。此に盟約を整へ。人を四ヶ國に質となしたり。蠣崎藏人の海外契約をなし。兵を要求せしは全く事實なり。其時軍馬數百頭（數千頭とも云）。牛數百頭を。前四ヶ國より輸入せしは明かなりと。（二）德川三代將軍の頃。諸國の武家自然に乘馬を吟味するより。將軍も好く意を馬種の改良に盡し。屢〻便船にて海外諸國の良馬を購入せしことあり。從て南部侯へも亦波斯產の馬匹牝牡二頭を下與せられしかば。即ち之を有戸野に放牧し。以て幾分の馬種改良に於ける好結果を見んとしたり。然るに此波斯馬の胤を種馬として產する仔馬は。馬格生育至て宜しからす。遙かに從來住谷野に牧し來りし固有の南部馬に劣りしとて。寶曆年間馬別當一戸五右衞門より上申し。速に外國馬匹を住谷野より取除きたり。其上申書に云く。一。住谷御野父御馬は春妙と申す唐馬の子に御座候。右御馬御野放被成候より。宜御馬相出不申候故。右御馬の子は御除き被成候樣仕度。奉存候間。父御馬御取替被遊。尤右の類駄馬二三匹御座候。是又御除被成候樣仕度。奉存候。兎角唐馬御立置被成候ては。住谷野御野血脈薄罷成候故申上候」とあり。一戸五右衞門は寶曆。明和間に有名なる御野馬改良に中興の功を奏せし人物なり。又一說に。藩主政宗私に人を波斯に遣はし。馬種を購はしむ。時に天草の亂ありて。船舶の檢查嚴なれは。容易に陸揚すへからず。依て之を南部に移すと。又曰く。波斯馬は之を江戸邸に置き。齋藤某をして之を馴らさしむ。其後此馬を有戸野に牧飼し。其仔を種馬とし。更に木崎野に放牧し。結果大によかりし。其後文政。天保の頃に至り偉馬を生し。五六歲に至り。六尺五六寸に達せり。而して脚力脆弱。重荷峻坂に堪へざりしなり。往時南部藩にて監理し來りし牧場は。九ヶ野なり。殊に隆盛を極めたるは九ヶ野の官牧に力を盡せし當時に在るなり。乃ち住谷野（元和）。有戸野（天曆）。大間野（正保）。又重野（同）。相內野（慶長）。木崎野（建保）。奥戸野（寬永）。北野（建武）。三崎野とす。天保八年に掛る實查改圖に依れば。三崎野は東西三十町餘。南北二十五町餘にして九戸郡に在り。北野は東西六里。南北一里にして同く九戸郡に在り。奥戸野は東西一里位南北二十五町餘にして北郡に在り。木崎野は東西二里。南北九里にして北三戸郡に在り。相內野は東西六七町餘南北一里餘にして三戸郡に在り。又重野は。東西六里。南北一里位にして三戸郡に在り。大間野は東西二十町餘。南北一里半程にして。北郡に在り。有戸野（蟻渡野とも云ふ）は東西一里餘。南北一里餘にして北郡に在り。住谷野は東西十五町餘。南北二十五六町にして三戸郡に在り。寶曆。明和間に於ろ一戸五右衞門の手紙を見るに。馬種改良進歩に付て。盡力したるを知るへし。「明和年中牧場父馬撰擇の儀に付。一。此末父御馬御取替被成候には。肝能く丈夫なる御馬。御吟味被遣被下度候。肝もなく。其上不丈夫御馬被遣候得者。右父に準し。宜しからさる御馬出生仕り。自然御野形惡敷罷成候。一。御馬の內。宜しく相勤候御馬にても。老馬に罷成候節。右勤切坏と被召置。御野へ被遣候儀。御扣被下度候。縱令御馬克く丈夫にても。父御馬に相成兼候。右類の御馬は七戸在へ。里父馬抔に宜可在御座奉存候。一。當年は。例年より死馬も餘計御座候砌。大間御野馬殘らす。御除被成候ては。御母馬數不足に相成候故。可被召置奉存候得共。右申上候通御用立候樣に成り。御馬不相出候故申上候。尤二三年相過候得は右不足の分は可相出奉存候。兩御野形相直り。宜御馬も可相出奉存候云々。」寶曆七年中の書面。一。北三崎兩御野は隔年御野取に付。三歲は父に相成候故。御野馬共別段に立居候間。御馬も荒御野取も數日相懸り。尤遠方へ懸走居候に付。年々御馬紛失致候間。先年の通。駒出生の分は其砌御野取御村へ御預り被成候ては如何可有之。此所工夫申上候樣に被仰候。拙者申上候は。御村預に被成候ては。御馬共生立惡敷。春中此御元へ引上候時歩行し兼れ。擔つき參候體故。御用立候樣無之由。其上御村預にては。飼料御大豆も過半入候儀御座候旨。申上候。」又當牧場に依り。便不便有之と見得。五右衞門の書面中に住谷相內の兩御野は鹿毛宜しく。又大間野御野は靑毛宜しく有之云々。或は曰く。南部馬は亞刺比亞。波斯亞の種を得て。以て所謂南部の資格を作るを得たりと。是れ恐らくは然らす。勿論德川二代將軍の頃。波斯馬の來りしは確かなり。而して之れを有戸牧場に放飼し。仔馬改良に供したりと雖とも。其效果却て宜しからす。當時藩中に有名なりし牧馬家一戸五右衞門の爲に。盡く舊來の南部馬種を混亂する恐ある趣きを以て。排斥せられたり。又四百餘年前足利義滿の頃。田名部の領主礪崎藏人謀反の時に。蒙古邊より軍馬數百頭を輸入せるを聞けり。若し此輸入馬にして。果して良好のものにして。且南部馬種の改良に供したる者なりとせは。田名部邊の馬匹は必す他に勝るへき筈なるも。然らすして。田名部八戸の馬は舊時劣等の位地に在りて。隔然相分ち。已に南部馬地領內に同地方の馬匹を置を禁止する位なりしなり。去れは蒙古馬。波斯馬の如き外國種は。一時南部領內に飼育せられしこと疑なしとするも。之れか爲めに南部馬の性格は毫も進歩を加へさるのみならす。寧ろ

其混入することの却て馬匹を退歩せしむるを怕れたりし程なり。南部馬は決して何れの種にもあらず。他の移畜雜混にもあらず。亞刺比亞馬の世界に於て一種の馬格を成せるか如く。南部馬は上古より此の地方に於ける天然の野生種なりと見るの外なし。天曆中村上天皇の御詠に「陸奥のおぶちの駒も野飼には。荒れこそまされつなぐものかは」の句あり。おふちは現今の上北郡尾駮村なるべし。古老の言に高牧の地といふ。承元以降南部守行。信直等馬政に盡力し。淺野彈正か來征の時も南部侯名馬を贈り。小田原陣伺候の如きも。秀吉に獻するに馬百頭を以てす。

【馬政】馬は一を野馬とし。一を里馬とし。從て野馬掛。里馬掛の職制も異なり。里馬扱に於ける職制を記すへし。第一。各村必す馬肝煎なる者を置て。其村内の馬事一切の事を扱はしむ。馬肝煎は村中富有の者より拔き其職を勉めしむるなり。馬主よりは一年百文宛を御禮錢として。肝煎に贈る仕方なり。村内牛馬の生死するとき。或は賣買する時。其手續屆方等凡て馬肝煎之れを其地代官所の牛馬役に差出さしむるなり。故に村中の馬事。馬籍に關することは。馬肝煎中間に在りて。官命を村中に傳へ。民事を官に奏達し。村內馬事一切の事は馬肝煎の意見に掛るなり。」第二。馬肝煎の上に在りて。馬事を扱ふものは。代官所中に設けある牛馬役なる者なり。牛馬役は代官所管轄內にある各村の牛馬籍に關し。取扱ふ役人にして。乃ち馬肝煎の大なる者と見て可なり。」第三。牛馬役の上には代官ありて。管轄區內の總馬改をなし。牛馬役の馬籍調査を監視し。牛馬に關する處分を御目附に上申し。二歲駒競賣に監檢する等の事をなす。」第四。代官。牛馬役の上には牛馬所あり。乃ち藩廳に設けある者にして。藩中總體の牛馬帳簿を調査し。各地の代官牛馬役を監督するなり。牛馬所の役人を牛馬改役と名く。四名の常員を設けて五七戶を除くの外は。四年每に。總馬改として。三名つゝ各地代官所へ出張し。又每年二歲牡馬競賣に係る現馬改として。出張するなり。而して五七戶は每隔年に調査し。最嚴なり。又御目附中より一人を選び。牛馬掛と名づけ。藩中一切の牛馬政の處分をなす。」禁罰の條則も別に規定したる者あらす。當時處罰の記事に付て。其梗概を取りたるのみ。去れは時に因り。情狀に依りて。刑の輕重なきに非らすと雖とも。大體は左の綱目に從つて罰則を設けたり。(一)無籍の牛馬を所有する者は科料錢を取り。重きは追放に處す。」(二)牛馬を盜むものは輕きは追放重きは斬罪に處す。」(三)無札にて馬喰渡世するものは輕きは馬事立際を止め。重きは追放に處す。」(四)出生馬隱密する者は母仔馬取上け。重科料を徵す。」(五)無判馬所持する者は馬取上け。掛合のものより科料金を取る。」(六)牛馬宿にして牛馬走失せしめしものは馬代科金を徵す。」(七)八戶所領の馬を買入るゝを禁す。犯す者は追放す。」(八)藩廳の許可なくして馬を他領に賣拂ふを禁す。」(九)服駒を私に取替へしものは有馬取上候申付くる。」(十)他領の馬は一切五戶七戶地方に入るゝを許さす。」以上は梗概を指摘したる者にて。其後屢本令違反の犯罪者處罰の文を裁す。又明和五年。總牛馬改の儀に付。代官へ仰渡さる。云く。一。奥通竝鹿角通惡馬の分。騎駄共に小長脊たる尻越午房タコ。右類他領拂被仰付候ても。道中諸懸にて引合不申。他領へ牽出兼。自然と惡馬勝に罷成。御百姓共迷惑可仕に付。御役錢御免。無役にて他領拂被仰付候樣。尤も生附タコ。午房。脊スル。尻越此末に出生仕候はゞ。二歲三歲の內に。勝手次第。他領拂被仰付。又德川氏の代は。年々八月頃。幕府より馬御買上御用にて。御召馬役人三四人宛。盛岡及仙臺へ來る。盛岡馬町にて馬見分の上。三四疋宛買上け。牽登り候。是を御用馬と唱ふ。又此馬町に於て見分の事を日市と唱へたり。日市の始りは元和か寬永年中と知れとも詳かならす。」元祿四年四月三日御達に云く。一。當年より奥州筋へ御馬買御下し不被成候間。御買の馬儀は自分の役人差出吟味仕り。歲毛性委細目錄に記し相窺。若年寄迄可差出候。委細は其何役人より可承旨仰渡さる。一。右之通被仰出候に付。盛岡市中馬喰共。三歲駒四五月より銘々持馬。乘馬仕込。例年八月二十二日より櫻馬場に於て。御用人竝御馬別當其外御馬乘役一統相詰。一番見(惣馬を二日に割る)。二番見(如前)。二の鞍吟味。自形改一日。三番見(如前)。而して援馬にて當物吟味(長柄傘車口提灯纒)。是を食喰馬日市と唱へ。夫より藩主御取馬評定として。懸り御用人竝御馬別當評定に可相加。御馬乘役御城十疊に於て評定致候事。一。御領分中の牛馬は。牛馬所の支配に非さるは無しと雖ども。御厩に御繫の乘馬。竝御家中持立乘馬則役馬なり。是御用人支配する所なり。役馬は前日市一番見には御用人の見分に差出したるものなり。又九ヶ野牧馬も御用人の支配なり。將軍家御用馬に相拘り候爲めなり。尤九ヶ野建立置かるゝことは將軍家御用馬を撰るゝ故と被存候。但役馬を日市一番見に差出候事は前御馬買下り町に於て見分の節は。盛岡の內に有之乘馬殘らず差出したる例に傚ひ候事なり。」以後幕府竝藩より屢々示達あり。藩廳には牛馬掛を置き。又牛馬所を設け。牛馬改役四人を置て。各地代官所の牛馬役を統轄し。牛馬役の下には大肝煎。馬肝煎ありて。各村の馬事を整理し。御野馬別當御守野御馬責馬醫等あり。官牧民飼共に藩主の意を奉戴して馬事に盡力せさるなし。藩政の方針施設は。古より一定せる者にし

ホクチ

て。今其綱目を摘記すれは。第一は五七戸の産馬を擴充し。管内の馬匹を盡く五七戸に改良するを期すること。第二は老馬除馬劣等種の外は良牡馬及良牡駒を國外に出すを禁し。又他領馬を堅く封内に入置くを禁するを是れなり。必竟するに奥羽馬の最精は南部にして。南部馬の本元は實に五戸。七戸地方に在り。生唼。磨墨。西樓の名駿を始めとして。絶塵。千里の稱は。概して同地方の馬に多し。故に一戸五右衛門の如きは藩に建議して。時々同地方の最一たる木崎野牧場より駄駒を精撰して之れを他の牧場に移蓄し。以て野形改良を圖らしめ。又男飼種馬を撰擇して之れを人民に下附する等に至るまで。其標準を五七戸に執るに非らさるはなし。藩時種馬を下附するの方は。極て簡單にして。例せは一村擧けて種馬を藩廳に請求するに當り。若し某の持馬恰當なるを認れは直ちに其趣を記して願出てしむ。然るときは藩にて相當代價を以て買上け。之を村民に下附す。老て用ゆへからさるに至れは又前の如く願出てしむ。而して毫も人民に費用を求むるをなし。又到る處の原野盡く人民の放牧芻草に任せ。絶て今日の如く窮屈を感せしめす。牝馬の如きに至つても。飼養願出つるものあれば官之を購賜し。而て其仔馬賣買の時に於て。官民其價を半折する方法を設けし等。凡そ殖馬進歩の道に於ては講究し盡さゞるなし。去れは掫駒金配付額の如き。今日二分八分の法に比して人民の所得甚た少しと雖ども。能く前陳の事情を含味するときは。必す過酷にあらさるを知るへし。九ヶ野牧場は。元和年中利直侯の時に興せし住谷野を始めとし。前後相尋て興れり。尚ほ九ヶ野の外に田鎖野。廣野。妙野。立崎野。岩鼻平等ありしも。九ヶ野の如く盛大を極るに到らず。明治六年。外山牧場を起し。米國種の農用及乘用種を入れ。三月牛馬取締規則を定め。出産死亡を屆け。賣買出入共右鑑札を以て證とせしむ。十四年。産馬會社を立て。十八年。産馬維持規則を定め。ハンガリー種を入れ管内十九郡共同して。牡馬二歳の時に到り競賣に附したる代價の八分を馬主に附し。二分を收入して産馬資金となし。村役場に馬籍を備附け。出生死亡共に屆出てしむ。其他明治十五年。三牧場に産馬維持規則を設く。終に産馬會社は利益の衝突より二十二年解散するに至る。其間諸規則を發布し。外國種馬を買入れ。牧場の新設等につとめ。明治二十七年二月。更に組合規約に關する準則を示したりと雖ども。個々の思想を以て。右其區の經濟を計るの外なきに至れり。組合の如きも近時漸く規約を立て馬事の改良を期するも。良種馬の購入を滿足する能はさるあり。或は牧草の供給を充たす能はさる等種々の事情もあるへし。徃時九ヶ野の牧蹟を尋れは。岩手縣の如き其三分の一を有するに過きすと雖。舊跡以外尚ほ牧飼に可なるの地。早池峯一帶の山麓及閉伊九戸を連貫する山脈の兩隈の如き。地味等を超え。草生に適するもの甚多し。

【競賣】同地方古來の慣行にかゝる掫駒は。當初藩主より封内人民に種馬を貸して交尾せしめ。其産む所牝なれは之を與へ。牡なれは二歳に至りて競賣に附せしむ。競賣市場は代官の管理する處にして。其期節に至れは牛馬役二人。馬肝煎三人を率ゐて出張し。幾千の馬を陳列し。衆人の觀覽に供し。酒を酌み。以て氣勢を助け。其掫の始まるや。呼人ありて。第一の價を呼ひ。而して衆の之を掫るに一分或は二分あり。又半切ありといふ。蓋し一分。二分とは。壹兩壹分。壹兩二分の事にして。半切とは二朱を云ひ。總て前語を畧したるなり。斯の如く次第に掫上けて。漸次高直に至り。競聲休むに及んて。再ひ有無を問ひ。馬主之れを承諾すれは。乃ち拍手して賣買確定の證となすなり。而して此掫駒の中に拔群の馬あり。藩主の用に供するか。或は種馬に用ゐんとする時は。一分を加へて買上くるを得たり。此種馬に用ゐる買上馬は大凡年々一百匹餘なりしと云ふ。又掫賣代價五兩に上るときは。褒賞として馬主に一分を與へ。十兩なるときは二分を與へ。其割合を以て百兩なるときは五兩の褒賞を與へたり。已に掫賣止むときは。其場に於て役人出てゝ。例年の通り。牛馬養育方一統へ申渡し。愈々精勵すへき旨厚く注意を與ふるを以て定式とせり。領内の掫場は二十五六ヶ所にして。其中尤も盛大なりしは七戸。五戸の二場なり。此地方は南部馬の精粹産地にして。藩政も此地に專ら心を用ゐたり。掫駒の起りしは。元祿年間とも云ひ。寶曆とも云ふ。青森縣の牧馬記に曰く。抑も本國は土地東陲に僻し。昔時外藩の交通稀に。隨て製造品の交換すへきなく。唯農産の米。大豆。馬産等あるのみ。殊に馬匹の如きは一方には蕃殖自ら需用に餘りあるにも拘はらず。販路未た開けさるあり。他の一方には其撰擇せし良種に他の惡種混入の弊を防禦せんか爲め。牡馬に限り二歳を過くるときは嚴に放牧を禁するの規則あり。隨て民情牡馬の産出を嫌厭し。遂に竊に之れを溪河に投し。之れを撲殺する等。慘害至らさるなく。爲めに棄馬嚴禁の制札を各所に建設するに至れり。然れとも此の困窮を救濟し融通を補助せんか爲め。定例として永年平均の相場を立て。馬匹を藩に買上くるの定例を設けたり。方言之れを色換と云ふ。」山形縣に於ては。明和五年藩主戸澤上總介の時。大に産馬の衰頽を憂へ。人を遣はして。三春産馬。南部馬を多く買入れ。大に産馬改良の方按を立て。又掫賣法を設けて。年々馬市場を開き。産馬を糶賣に付せしむと云ふ。福島縣の沿革記に據れは。今を去ること三百餘年前。即ち田

ホクチ

村家の所領たりし時に在て。已に馬の産出有りたるもの丶如く。尋て松下岩見守の治世に至り。馬匹鬻賣の法を立て丶。其販路を廣めたるを以て。産出の馬頭漸々多きを加へたり。(秋田家以前三春の馬耶は舊藩士の記錄に據る。)元祿十二年の頃。中村六郎大夫なるもの。大に三春産馬の改良に從事し。仙臺南部地方より良種馬を購入し。諸村に貸附して。蕃殖を圖り。之より産出する所の牝馬は之れを牧主に與へ。牡馬は之れを藩に屬し。牧主をして恣に之れを賣却せしむるを禁し。大に賦法を改革し。藩屬に係る牡馬は二歳にして之れを糶賣し。其代金の三分の一を藩に收め。殘る二分は即ち特に之れを其牧主に給して其飼牧を奬勵し云々とあり。仙臺藩に於ては貞享三年。糶駒の制を藩内に布けるとか。藩内の二歳駒は毎秋市場に引出し。馬匹を等級して五段となし。第一は召上馬と云ひ。國中の駿逸を撰ひ飼主をして獻納せしむ。而して馬主に金五兩を賜ふ。第二を種用馬とし。是れ又秀駿を買上くるなり。第三は御免馬と稱して門閥ある藩士に撰購を許し。第四は臺所馬と云ふ。第五を掫馬とす。糶賣は乃ち第五の馬にして。第四以上は糶駒に附することを得さる例なり。糶賣代には金額の制限あり。五兩より超過すること得す。而るに文久二年の頃。改革して馬商に利得を與ふるの法を設け。二歳賣買には現金を以てせすして。買得馬一匹毎に金五兩を馬買商に貸與し。翌秋掫駒の時に返濟せしむ云云。」秋田藩に於ける駒糶市場は寛永六年に久保田町に開設せるを初とす。毎年七月を期し。二歳牝牡を城下に牽來らせ。其中より藩主の乘馬を撰拔し。餘を糶賣せしむ。牡駒は其代價の五分を徵收して。産馬の諸費に充て。牝馬は隨意賣買を許す。【福島縣】に於ては。今より三百年前。馬匹掫賣の法を立て。其販路を擴めたり。然れども牧畜改良の企畫立ちしにあらす。只三春は古より有名の産馬地なれは。年を追ふて良馬を産し。延寶七年に幕府に駿馬を獻上して聲價を擧けし以來。之を例とせり。其後元祿十年の頃。中村六郎大夫なる者殖産馬事の經濟に通し。藩侯に擧けられ。馬政を司り。仙臺南部の地方より。種馬を購求し來り。各村に貸與するの方法を設け。其産出する處の仔馬牝なれは。之を牧主に與へ。牡馬は之れを競賣に附せしめ。其の代金三分の一を藩に收め。三分の二を人民に下與するの制を定む。天明年間以來。享和の頃に到りては。馬産愈々盛大となり。領内古道村に新たに牧場を興すに到れり。明治維新に到り。尙ほ牧畜を奬勵し。糶法を改めて。春秋の二期に分ち。春期には二歳牝馬を糶賣せしめ。其馬代金の一割五分を官廳に收めしめたりしに。五年又改正して。牝牡共其糶代金の一割を官廳に收め。他は馬主の收得とせり。然れとも馬政漸く衰へ。殊に舊三春藩より引繼きし種馬を一旦陸軍省に讓渡せしより。各村の良馬を得るの道を失ふ。明治十年に到り。福島縣廳更らに馬事擴張の方針を取り。民間有志と相議し。福島産馬會社なる者を設け。其本部を須賀川に置き。其支社を三春。若松に置き。又其の賦法を更めて。牝牡共に代金の一割五分を徵收して仕法金となし。以て種馬を購ふて。之れを年賦にて社員に賣渡すの制とせり。後數年ならすして産馬の事業頓に擧かり。古道村の牧場も再建せられ。十四年内國博覽會の節も。大に叡感に適ひし駿逸ありしと云ふ。其後乘馬令の發布ありて。同地は一層乘用馬匹の進歩を計り。十八年中更に孳尾組合なる者を設け。三春分社より種馬を請求し。組合各村の牝馬を壹年四期に區別し。其種類に從て孳尾せしめ。十九年三月。孳尾組合より優等牝馬十數頭を出し。更らに宮内省の直轄なる下總三里塚の良種洋馬を請受けて。孳尾組合に下付したり。元來三春産の馬は乘料に適せしも。强健ならさるは。若年の孳尾に原因するを知り。文政年中に至り。孳尾法に注意す。春夏のものを乘用とし。秋冬のものを農用種とす。古は日暮。花山。左衞門。月毛の如き名馬を出し。又近年菅谷號。友鶴の如き出て丶御料となれり。【山形縣】に於ては元祿年中。藩士戸澤正應意を牧馬業に注き。牧場を小國村に新設し。繁殖改良を計れり。小國牧場を開きし時は。其元馬として南部より牝牡二十餘頭を購ひ。飼牧したりしに年々良馬を産出したりしと。元文の頃迄は。小國馬の名嘖々たるを致せり。而るに爾來馬政の衰頽と共に。自ら飼牧其宜しきを失ひ。馬格次第に小矮し。良好の種馬空しきに到れり。明和年中。藩主再牧馬事業を復興せんとし。其臣伊藤某に命し。更に又三春産の牡馬と南部産の牝馬數十頭を購入し。大に産馬維持の計畫を立てしむ。此に於て掫駒の法を制し年々糶駒を施行し。また小國村は管内の馬地なるを以て。其土地の人民數十名を撰て。馬肝煎の如き者を命し。以て馬事の周旋を取らしむ。又立分金と稱する者ありて。馬主に年々藩廳より金五圓宛を貸與し。養馬の資用に供せしめ。翌年に到り。倍金拾圓にして還附せしめ。而して別に賦駒税等を徵收せさるなり。維新後牧馬の業衰へ。十六年に至り。縣令其必要を說き。鹿兒島。下總より種馬を取よせて貸與し。十八年に至り。宮内省より飛鳥川を受下け。十八年中。洋馬及ひ陸軍省よりアルゼリ種を買入れ。馬政大に見るべきに至れり。【青森縣】の馬事。三戸。七戸。五戸の地方を重なりとす。勿論古より田名部馬。八戸馬等あれども此等は劣等にして別に陳述するに足らす。而して五七戸地方は舊と南部藩に屬せし故。南部馬史中に詳述したれは。此に叙す

ホクチ

ろを要せす。維新後明治三年に勸農寮より馬匹二頭を下渡せられしは。洋馬下種の始めなり。元來青森の領內は馬産に恰當せし故。今に到て馬事の盛況衰へす。殊に近年有名なりし馬畜家廣澤安任ありて。熱心に産馬擴張に從事せし爲め。一層改良の景況を呈したり。【秋田縣】秋田藩の二歲振駒は。寶永六年久保町に開市せるを始めとすと云ふ。當時町村には必す駒頭を置き。駒産出するときは先つ駒頭に屆出てしめ。駒頭より郡代官に屆出つる例なり。而して郡方に於ては馬證券を製し置き。駒出産するときは之れを馬主に下附し。又駒賣買の際には。馬と共に此證券をも合せて買主に讓るなり。故に若し證券なき馬は賣買の効なき者なり。振駒市は每年夏秋二期に開き。振駒施行に先て御日市なるものを開きて。藩主の乘用馬を撰擇せしめ。合格する馬匹は相當の代價を馬主に與へて藩に徵收し。殘馬は牝牡共に競賣に附せしむ。而して其競賣せし代價の幾割を賣買兩主より上納せしめ。之れを以て産馬資金に供したり。仙北郡田澤村は秋田藩中の馬産地にして。文化年中佐竹義和公地方を巡視して此地に到りしとき。其土の甚た産馬に適するを知り。若干金を投して種馬を購入し。牧場を此に開かしむ。之れを小和瀨牧場と云ふ。其後一時凶饉に逢ひて衰頽せしか。青柳某更に再興に力を盡し。爾來今日に到るまで有名なる馬産地となれり。本莊藩の馬政も亦略同一にして。各村一名宛の駒頭を置き。駒産出すれは駒頭に屆出て。駒頭より廐方に屆出つ。而して每年三月には藩中を巡回して。馬匹を檢査せり。又每年七月二十日を期して。各村の牡駒を城下に牽來らせ。藩の乘用馬を撰擇して。馬主には米五俵及金壹兩を給する例なりし。殘餘の馬は翌日より糶賣を爲さしめ。其代價の五分を賣買兩主より上納せしむ。而て牝馬は隨意に賣買を許すなり。龜田藩に於ては。一種の殊制ありて。民間牡駒生るゝときは二歲に到り。悉く城下に徵集し。抽籤にて之れを藩士に配分せしめ。藩士より隨意之れを賣却するなり。而して馬主へは駒の良否に關せす。米五斗を與ふるを例とせり。故に人民甚た牡馬の産出を喜ばす。隨て産馬事業をは利益なりとして。進步改良の心毫も之れ無きに到れり。明治十二年。地方稅規則の改正より。畜産協議會を建て。種牛馬貸與。畜籍編成及獸醫學校設置等大に注意するに至る。【宮城縣】仙臺の産馬は古の史にも見えし處なるが。政宗侯に至り。廣瀨川畔に廐舍を設け。數百頭の牡馬を飼養し。併て馬術を練らしむ。貞享以後産馬の役人。馬籍等の調査大に見るへき者あり。其後寶曆の頃は大に減せしも。文化年中更に改良方法を講し。南部地方より良駿を求め來り。之れを鬼首村に貸與し。飼養せしめたり。明治維新に到り。官民共同して産馬の衰頽を挽回せんとし。十二年中縣下各駒組より委員を召集して。宮城産牛馬組合規則を議決し。縣廳之れか事務囑托を得て。屬官をして擔任せしめたり。舊藩時代の役人は。馬生産方元締役。馬生産方役人。郡方橫目役。郡方役人。大肝煎。村肝煎等とす。駒市場は。領內の二歲帳登記の馬匹は必す牽來るへきの規例にて。此時は前記の役人皆出張するなり。郡方橫目は先つ振馬を別けて五段とし。第一は召上馬として撰拔し。馬主に金五兩を與へ。第二は種馬用として撰拔し。第三は御免馬とし。第四は臺所馬とす。皆振賣に先立ちて買上けしむ。第五を振馬とす。」以上奧州各地の産馬業は其の習慣制規等凡そ相似たるものなり。

ホクメム　北面とは。仙洞御所に奉仕する武士をいふ。世に云ふ北面の侍是なり。北面といふは白河院の時。始めて置かるといへり。有職問答に。問。上北面。下北面のかはり如何。又是を平話にきたおもてとめさるゝ事候由申候。いかやう成時の事候哉。其衆の衣裳如何。官をばいつれを拜任候哉。答。上北面は諸家諸大夫官外記なと被補候。洞中にては狩衣差貫也。下北面は諸家の侍補之。五位は狩衣差貫六位は襖袴也。きたおもてと召事時によりてさもあり候哉。あふはかま布。色はあをきも有。白きをもすと云々。襖あふとよむ。すあふ袴に是を書へし。地下殿上人地下北面等事。是は攝家清華に家例候而。四品をは通て參內候はぬ人の事を申候哉。北面は極官いつれも昇進候哉。答。殿上人細々參內候は又翟少候也。あなかち地下の殿上人とは不可稱候。下北面とて尋常の諸家の侍の奉公を勤也。官は相替事無之。醫陰の輩ことき。諸家諸大夫等昇殿を許さるゝ事候へとも。それも用之所地下の輩とことなる所なく候。是各中古已來の用にて候也。」【北面】は人王七十二代白河院の御時。はじめて院中に武勇にすくれたる人をさしおかる。【西面】は八十二代後鳥羽院の御時にはじまりて近世は絕ぬ。北面は上下あり。今に院中を守護し奉る位は四位にまていたる也」といへり。和訓栞云。北面は南面に對す。よて院御所を北面御所と云。院御所に仕る武士を北面武士と云。承久記に。白河院の御時。北面といふとはしめて。侍を近く召使はるゝ事ありけり。後鳥羽院の御時。又西面といふものを召置れたりと見えたり。されと難する人ありて西面は止ぬとか。一說に。白河院は北の御殿に御坐られしをもて也といへり。上北面。下北面あり。上の字すみてよみ。下はかと唱ふるを故實とす。」貞丈雜記云。北面始。名目抄云。上皇之後始而被レ召二置彼輩一を云也。彼輩とは北面を云也。北面とは上皇の侍なり。上北面と云は五位なり。下北面と云は六位也。此北面の侍を始て召置るゝを北面始と云なり」

とあり。

ボケ　木瓜。世に木瓜と稱するもの。本草の註にあはず。是れ木桃にして木瓜にあらず。武州。江州より多く之れを出す。藥肆以て木瓜に充つ。近頃唐木瓜と云ふものあり。人其花を愛す。乃ち眞の木瓜と云々と和漢三才圖會に見ゆ。又蘇頌圖經には。木瓜は柰の如し。春の末花を開く。深紅色なりとあり。又時珍曰。其實小瓜の如くして鼻あり。津潤にして味不木なるものを木瓜とす。鼻は乃ち花の落ちし處。臍帶にあらず。木瓜灰に燒きて池中に散じ。以て魚に毒すべし云々。按するに。木瓜の花には緋。白。ボカシの三種あり。又一種シゾメと呼ふ者あり。田畔。山岨等日の當る處に野生す。高さ二三寸。又信濃の方言に木瓜を地梨と云ふ。實の地中に埋もれて實のることあるを以てなり。人熟したるを採て生又は鹽に漬けて食ふ。味酸なり。又木瓜の紋と云ふは此果を截ちたる圖なりと云ふ。窠(又ホノスと云ふ鳳の巢の義にや)の紋も是より轉したる者につ。

ホケム　保險は。火災保險。生命保險。海上保險を其重なるものとし。其他の危險を保障すべき種類は。普く行はるゝの傾向あり。東京火災保險會社々長松篤榮の談に云く。古來保險なるものは損害を埋て貰ふと云ふ趣旨である。其の爲に利益を得やうと云ふ契約ではない。此の火災保險の起りは何時ごろであるか。【泰西火災保險の沿革】殆んど二千五百年程前にアッシリヤ(今の亞細亞土耳其の邊)に行はれて居つたものらしい。夫は未だ火災保險ではない。之に似た樣なことがあつたので。一の村とか町とか云ふ團體でして居つた。殆んど課税的に一戸から幾何と云ふ金を取立て。之を積置き。先づ住民が異作があつたとか旱魃があつた時に。償つて遣つたと云ふ仕組らしい。羅馬時代になか〳〵商買を盛に遣つて居つたが。海上保險に類したとがある。昔のとはそんな風て。先づ最初火災保險を起しましたのは英國で。今の共濟組織てあつて。會社として幾何かの金を積んで置いて。其の内から災害を蒙つたもの丶爲に損害を償ふと云ふのであつた。其中には種々のとがあつて。家政の失敗の爲とか盜難に遭つたとか其他災害のとに就て。一々支拂つたので。其後眞の火災保險會社の起つたは。英國の保險會社にて。千六百六十六年の倫敦の大火災の後て。其時倫敦の家の燒たのが一萬三千餘戸で。家を持たずに居るものが二十萬人もあつた。損害を計算して見ると七百萬磅(我國の七千萬圓の損害であつた。其火事の後に。社會が火災保險の必要を感じて。倶樂部組織のものもあつた。其保險料は一の物に五千磅より餘計は付けぬ組織であつた。夫から千六百八十年にして會社體をなした。其時の保險料は木造の家屋に向つて一割。煉化の家屋は五分取りと云ふとである。夫より段々下つて五分は三分となり一割は七分になり。今日は非常に下つて居る。千六百八十四年にハンリングハングと云ふ保險會社が出來たが。未だ幼稚の際で完全した物てなかつた。千七百十年にサンフワヤオヒスが起り。今日も非常の盛大なる會社である。是がサンフワヤ即ち太陽保險會社であるから。被保險物に太陽日印を付して置たもので。是が火災保險會社の創始である。此時より百五十年間は。火災保險會社と消防隊とは至極密接な關係を以て居り。殆んど保險會社が自分で消防隊を持て居たと云ふ有樣である。故に徽章を一に極たのは非常の時に消防夫が駈付て。消防する時の目印に貼て置たので。夫れから千八百七十三年頃に續々保險會社が起つて。消防隊を以て居り。此消防隊と保險會社と聯合會を起し。夫が今日迄殘つて居る救護隊で。有名のグラスゴーの救護隊と申て。殆んど世界の模範となつて居る。日本の火災保險會社は。日本に於ても。隨分今の共濟的保險と云ふ樣な組織があつて。共同の事務を設け。互の損害を救ふと云ふとがあつて。眞の保險會社の成立つたのは明治二十年で。只今私が從事して居る東京火災保險會社で。其起りは明治十一年頃今の大隈伯が大藏卿を勤た時に。獨逸人のバウルコエットの說に如何しても我國の經濟を發達せしむるには。火災保險事業を起さればならぬ。第一に資本を收集して商工業に投ぜしむる事。第二に商工業を奬勵し。各自資本を投下するに安心せしむる事。第三は不時の災害に對し。保險の備なければならぬ等の說で。當時日本の狀態では迚も民設では不可ぬ。官設事業として保險料を非常に低廉にし。全國に普及せればならぬと論じたので。大隈伯も尤のとと信じて委員を設けて研究調査を遂さした人々は。平田東助。品川彌二郎などが委員に撰まれ。討究審議を盡したが其のとは立消になつても。其時の調査書類が殘て居つて。或日出入する人が此書類を見て。之は面白い實地に此事業を起したならば社會も益し。且個人の財産を保護する上に於て裨益する所少からず。隨分面白い事業だと云ふので初めて明治二十年に東京火災保險會社なるものが。資本金二十萬圓を以て京橋區三十間堀に建られました。是が我國に於る火災保險會社の創始である。併し其時は一般の人が未だ火災保險と云ふものは實際に於て支拂の出來るか。火災の時に損害を償ふて往けるかといふ疑を持て居た爲に。申込人なく。營業も困難であり。翌々二十二年に至て保險金高は僅に十八萬圓といふ狀態であつて。何分發達が鈍ふございました。所が爰に一の災害を蒙

つたのは二十三年の十一月横須賀の大火で非常の金額を拂ひ。二十五年に神田の大火に遭遇し。殆んど倒產せん狀態に陷り。辛して業を續けた。翌二十六年になり。迚も此の狀態で居ては不可ぬ。一と改革をせればならぬと云ふので。安田善次郎に圖つて。百萬圓の資本にして社內も改革し。夫より幸運に向つて參り。其後五百萬圓の資本を增し今日に來つた。爾來二十四年に明治火災保險。二十五年に大阪に日本火災保險會社と。引續いて諸會社が起り。全國通じて二十二會社が起り。其中解散し又は合併になり。今日は多少減て居る。【生命保險】の起原は。十五世紀の頃小亞細亞に於ける耶蘇の靈場に參詣する人民は。其途中土耳古人。アラビヤ人の猛惡なる殺害に遇ひ。或は捕はれ奴隸等に賣らるゝもの甚た多かりしにより。信徒の巡拜するものは日に月に減少するに至り。信仰の士之を憂ひ。救護の策として各人出發に際して一定の出金し。萬一不幸に遭遇したる者の遺族に扶助料を與へ。或は奴隸の買戾金として仕拂をなせり。其後一時中絕せしが千八百年代。學術的基礎の上より保險を營むに至れり。我國に於ては明治十三年の創立にかゝる共濟五百名社なる者。生命保險事業の濫觴なるも。僅五百名の社員が相互に救濟を爲さんとする趣旨に過きされば。今日の生命保險とは其趣を異にせり。次いで翌十四年に至りて起りたる明治生命保險會社なる者は。全く本邦に於る此事業の嚆矢にして。總ての組織を外國の例にとり。之より七年を過き明治二十一年に帝國生命保險會社の設立あり。其翌年日本生命保險會社の起るに至りたるなり。此際各會社頻に起り明治二十六年頃より各種の保險勃興するに至り。二十七年戰爭後軍備擴張の結果全國兵役に服するもの丶家計を保つ徵兵保險。及び教育保險。結婚保險。盜難保險。身元保證保險をも生ずるに至れり。

ホコ　矛。（ヤリを見よ）

ボサツマツリ　菩薩祭。肥前長崎に於て六月二十二日。支那人船神を祭る。之を菩薩祭と云ふ。和漢三才圖會。舟の神を媽祖娘々(マアツウニヤン)といふ。俗之れを舟菩薩といふ。唐船長崎に來て往々祭る所の神是れなり（船中の品物を水揚するをぼさあげといふ）云々。長崎に唐人寺とて四箇寺あり。福州は石灰町崇福寺。璋州は下筑後町福濟寺。南京は寺町興福寺。此三箇寺昔は唐僧住す。今は貫主持なり。外に目附寺とて筑後町に聖德寺と云ふあり。昔より和僧持なり。ぼさ祭の日は和僧も唐裝束にて法事を修行す。本尊は觀音なり。此日來舶人もその寺院へ參詣す。其異體をみんとて。諸人群集すといふ。四箇寺皆黃檗派なり云々。以上俳諧歲時記に載する處なり。

ホシ　星に。恒星。遊星（若は行星。又は惑星と云ふ）の二あり。恒星は永久其位置を變せさるものにして。十二の星座（白羊。金牛。雙女。巨蟹。獅子。室女。天秤。天蝎。人馬。摩羯。寶瓶。雙魚）に分ち。各其視象の大小に應して一等星より十五等星に分つ。而して肉眼を以て見るを得るは六等星を以て限とし。他は天文鏡の力をかる。卽ち十五等星の最遠距離は一秒時間十八萬六千哩を進行する光線か。六萬年の星霜を經て。始めて地球に達するものとす。行星は太陽を中心として循環す。之を太陽系の星とし。水星。金星。地球。火星。木星。土星。天王星。海王星とす。其他月の地球を巡るか如きものを衛星といひ。時を定めて地球に降下する七月竝十一月の群星流。竝拋物線の軌道を有する彗星あり。左に和漢各書の記す處を揭く。【北斗七星】第一天樞。第二旋。第三機。第四權。第五衡。第六開陽。第七搖光。第一至二第四一爲レ魁。第五至二第七一爲レ杓。是魁爲レ首。杓爲レ末。」又佛氏所レ稱。一貪狼。二巨文。三祿存。四文曲。五廉貞。六武曲。七破軍。」蓋此七星は大車星又は大熊星といひ。其端末にある樞星は之を北辰星と名け。地球上方位の標準となり。天文圖及天象を觀る基本となるもの也。其形狀圖の如し。

北辰

又同書に【五星別名】五星五行之星也。木星曰二歲星一。曰二攝提一。曰二重華一。曰二經星一。曰二紀星一。乘二東方木德之精一。司レ春。主二角亢氐房心尾箕七星一。」火星曰二熒惑一。曰二赤星一。曰二執法一。曰二罰星一。乘二南方火德之精一。司レ夏。主二井鬼柳星張翼軫七星一。」土星曰二鎭星一。曰二地侯一。乘二中央土德之精一。盛二旺四季一。主二東井一。」金星曰二太白一。曰二殷星一。曰二太正一。曰二熒星一。曰二明星一。乘二西方金德之精一。司レ秋。主二奎婁胃昴畢觜參七星一。」水星曰二辰星一。曰二能星一。曰二鉤星一。曰二司農一。乘二北方水德之精一。司レ冬。主二斗牛女虛危室壁七星一（羣芳譜。按五星詳見二漢書天文志一）。又曰。日月五星曰二之七曜一。又曰二七政一。【列星總數】紫微垣三十八座。計一百八十四星。太微垣十四座。計五十八星。天市垣十四座。計五十九星。列舍竝附宮三十五座。計九百八十一星。中外宮一百八十二座。計九百八十一星。以上共二百八十三座。計一千四百六十。外微星一萬一千五百二十。（兵鏡。【四輔】大微東藩四星曰二四輔一。即上相。次相。上將。次將。【二十八宿】（音秀。或如レ字）。

東方　角　亢　氐　房　心　尾　箕

南方　斗　牛　女　虚　危　室　壁

西方　奎　婁　胃　昴　畢　觜　参

北方　井　鬼　柳　星　張　翼　軫

とあり。

【星佛】滑稽雜談にいふ。當年星の九曜これを歲初に祭らん爲に。其星の形像を彫て禁裏院中へは佛工所より調進し。是を顯密の行者此は陰陽家に仰て星供を行はせ給ふ。民間も亦星を祭る。此九曜羅土木金日火計月水と一歲より九歲までに至り。十歲より十八歲と幾度九年目〳〵に繰返て。當年星となるなり。總て星宿の秘法は唐の開元中一行阿闍梨天文宿曜の術に通し。九曜曼多羅を感得し玉ふと云々。凡そ人の災難口舌あるは羅計火の三つの惡星より起る。宜く請レ僧如法供養して祀り。陀羅尼を唱ふへし。消除一切災難。陀羅尼經我有二大吉祥眞言一名二破宿曜一。若能受持志心。憶念。其災自滅變レ禍爲レ福。云々。【星祭】公事根源に曰ふ。先七日なれは藏人御てうどを拂ふ。夜に入て乞巧奠あり。御殿の庭に机四脚を立てゝ燈臺九本各々灯あり。机の上に色々の物据之たりと云々。又曰ふ。乞巧といふ事もろこしより事おこれり。七夕祭ともいふなり。香華を備へ供具をとゝのへて庭上に文を置きて棹のはしに五色の絲をかけて。事をいのるに三年の內に必す叶といへり。このゆゑに乞巧と申なり云々。【七箇の池】公事根源に曰ふ。盥に水を入て大空の星をうつす云々。七箇の池とは星を祭るに七つのたらゐに水を入て鏡をつけて星の影をうつすをいへり。百箇の池は天の河をもいふ。もゝ子姫とは七夕をいふ。又百のたらゐに水をたゝへて手向るをいふとなり。【庭立琴】江家次第に曰ふ。乞巧奠自二御所一

申ニ下箏一張一。東北西北等机上要置。（注）延喜十五年例用二和琴一。要書曰。立レ柱有二二樣一。常用二平呂半律一。秋調子也」と。

ホシヒ　糒は。乾飯又引飯とも云ふ。和漢三才圖會に糒は乾飯なり。糯を用て飯に煮て晒乾し。粗く磨り。頭末を去り。中等のものを取て。夏月冷水に浸し之を餓す。河內道明寺に作る處最も佳なり云々。世に道明寺乾飯と稱する者即是なり。

ボシム　ノ　ラム　戊辰之亂。（ハコダテノタヽカヒ。フシミノエキ等參看）

ホシヨウニム　保證人のと。法曹至要抄に云。雜令。以二財物一出擧條云。如負債者逃避。保人代償。義解云。雖二負人身死一而保人亦代償。按レ之。負レ債之人逃亡之時。保人雖二代可一レ償。一旦口入之人無二可レ辨之文一とあり。口入とは世話をなしたる人にて。牙保の類なり。保人とは今の保證人なり。裁判至要抄には。保人を口入人の事と解したれども。法曹至要抄の解釋を是とすべし。王朝の時。地所家屋奴

婢の賣買には保證人を立て官司の奥印を要し。馬牛の賣買には保證人を立てゝ私券にて契約し。他の貨物は保證人のみを立てゝ券を立つるを要せさること。法曹至要抄に關市令を引て說明あり。又遺失物の主たる事を訴出る時は。保證人を立てゝ之を下付せること捕亡令にあり。德川氏の時に至て。金錢貸借の證書には保證人なきが多けれど。雇人の契約には必ず保證人を要す。蓋し雇人に不都合あるときは保證人に於て刑法上の責任までを負ひしこと。雇人の條に出せるが如し。故に當時金請にはなるとも人請にはなるなと云ふ諺あり。請とは請合ふの意にて保證の謂なり。明治以後の刑法は。連坐の主義を撤去して。刑は之を一身に止め。保證人の規定は。民法上に於てのみ其適用あり。民法の債務履行を保證するものにして。本人の債務を履行せさるに至るときは。之を辨濟し。債務者より其賠償を受くるものとす。若し連帶保證にあらさるときは。先つ主たる債務者に請求すべき旨を請求するを得。但主たる債務者が破產の宣告を受け。或は行方知れざるときは此限に在らす。債務者が保證人を立つる義務を負ふ塲合の【保證人能力】は債務を履行する地を管轄する控訴院と同管內に住所若くは假住所を有し。辨濟の資力。法律行爲の能力を有するものたるべし。保證人が豫め主たる債務者に求償權を行ひ得るは。左の塲合なりとす。債務者破產宣告を受け。債權者が財團に加入せさるとき。及債務が辨濟期にある時。竝に債務の辨濟期不確定にして。契約後十年を經たるときとす。

ホソナガ 細長は。童男女儀式等の時に着する上衣なり。其形の長くして廣からざるによりて。細長の名も起りしなるへし。貞丈雜記に。此衣を着せし例を引きたれは。爰に之を擧く。云く。細長の事。童子。童女共に。幼き時は着用せらるゝ也。女官飾抄云。童殿上も細長を着る也。皇太子幼童の時被レ着レ之。白織物也。源氏水源抄云。未通女の着る物也云々。狩衣のくびかみの樣にたてゝ。三はたばり也（身一幅袖左右二幅をさして。三はたばりと云）紐にて紐をつくる也。延慶四年園大曆云。御細長御身四尺五寸。御身廣六寸五分。御大頸（上四寸三分。下四寸七分）。御袖引立一尺七寸。御袖弘八寸云々。又公賢公日記云。細長身一幅。袖左右各一幅にして身の長四尺四五寸。袖の長一尺六七寸の由見えたり。服飾漫語に云。細長の事二つ有。女房のは小袿の上に着る物にて。小袿の如くにて。おほくびのなき物也。童の裝束に細長といへるは。陸王らくてんの袍のさましたる水干の樣に。衿に長き紐付たる也云々。又源氏水源抄云。若きんだち女御參の時。をとなしきも着用する也。女房裝束抄云。用二細長一の時。不レ用二袙袴等一云々。女房の着用する細長はおくびなき也。幼童の時も男女着用する細長はおくびある也此差別あり。又保元三年正月二十九日兵範記云。關白殿第三若君御元服。御裝束細長袍指貫を召云々。男子之時は細長にさし貫を用られ。女子の時は袙袴をば用られず。男女にて着用差別あり。又羽倉考に。細長の名目。諸抄に載たれども。いまだ其製作を註せるを見及ばず。上の汗衫の條に引る如く。枕草紙に細長はさも云つべしとあれば。先は細長き服と見えたり。近年或人の顯はせる抄に。細長は狩衣の領かみの樣に立て三はたばりの物なり。凡身の長四尺四五寸。袖の長一尺六七寸なり云々。細長。汗衫。同物歟。若は元來一物にて。少人の着するは狹く小きなるに依て。細長と名づけ。是より二物相別れたる歟とあり。此事其證とすべき文は見えざれども。頗然も有べき事なり。細長には頸と袖とに紐ありて。汗衫にはなし。又細長の圖は後一幅にて。汗衫の圖は後二幅也。但二幅縫合せたるならば。是を少くするには一幅とも爲べけれども。淵酔の圖を見れば。汗衫後二幅相分れたり。雅すけ抄の文は。縫たりとも。分れたりとも定め難し。又此汗衫は男子着用の事所見なし。細長は男女共に着する事。兵範記。玉海以下の記録に見えたり。同物異物一決し難し」とあり。其圖はフクセイの條にあり。

ボタム 牡丹。事物紀原に隋煬帝の世に始めて牡丹を傳ふ。唐人も亦木芍藥と云ふ。開元の時。宮中及び民間競て之を尙ぶ。今品極めて多し云々と見ゆ。花の王。ふかみ草。二十日草。富貴草。よろひ草。夜白草。名取草等の異名あり。又年浪草には八雲御抄を引きて。山橘を牡丹の異名とせしが。こは當らざるが如し。其培養法の概畧を擧ぐれば。牡丹は最も肥料を好む者なれば。每日一回必ず施肥すべし。慥くて花前即ち清明頃に至らば。肥料に油滓（アブラカス）を混和したるを與ふべし。又寒中には根元へ馬糞を置き。肥料と防寒との爲にす。其植付方は花壇を成るべく高く仕立て。砂を混じて水ぬけを好くせざるべからず。植付の土は成るべく淺きを宜しとす。又花の大輪なるを希はゞ。蕾の發達善きもの二輪位を殘して。其他は悉く摘去るべし。花開きて其盛りを過ぎ。花瓣一二枝を辭するに至らば。直ちに其花梗より摘去るを宜しとす。又蘖（ヒコバエ）を鋏取らざる時は幹を枯凋せしむるの虞あり。

ボチ 墓地。古代壙墓は各所に散在し。今も田舍には私有地內に死屍を埋葬する者あれど。之を禁するの例は。遠く孝德天皇大化二年三月の詔に。凡自二畿內一及二諸國一等。宜下定二一所一而使中收埋上。不レ得二汙穢散二埋處々一と見え。大寶の喪葬令には。凡皇都及道路側近。竝不レ得二葬埋一とあり。桓武天皇延曆十一年八月丙戌。禁レ葬二埋山城國紀伊郡深草山西面一。緣レ近二京城一也。また十二年八月丙辰。禁下葬二

瘞京下諸山一及伐中樹木上。又十六年正月壬子。勅。山城國愛宕葛野郡人。毎レ有二死者一。便葬二家側一。積習爲レ常。令レ接二近京師一。凶穢可レ避。宜下告二國郡一嚴加中禁斷上。又平城天皇大同三年正月庚戌。禁レ葬二埋於河內國交野雄德山一。以レ採下造二供御器一之土上也。さて淸和天皇貞觀十三年に百姓の葬地を定めらる。閏八月二十八日辛未。制二定百姓葬送放牧之地一。其一處在二山城國葛野郡五條荒木西里六條久受原里一。一處在二紀伊郡十條下石原西外里十一條下佐比里一。勅曰。件等河原是百姓葬送放牧之地也。而愚昧之輩不レ知二其意一。競好二占營一。專失二人便一。須下令二國司一嚴加二巡檢一勿上レ令二耕營一。犯則有レ法焉と見えたり。閑田耕筆に。山城紀伊郡に佐比の里あり。三代實錄貞觀十三年閏八月に制有て。百姓送葬の地を定め給ふ云々。佐比寺は延喜式にも九原送葬之萇。更留二柩於橋頭一と見えたり。世に佐比河原を冥途にて小兒の集る所とし。且地藏等是を益化し給ふと云は。此葬所に小石塔多く。或は石像の地藏尊も有しより。云出しならんといへり。又墓所をあだし野。鳥邊野とも稱せり。山城の京にて火葬場の有し地名也（クヮサウ參看）。事の因に記す。抑〻寺僧が葬埋の事に關してより各〻寺中の墓地に葬る事なれとも。村落山間ては自分の持地持山抔へ代々の墓を建し者也。さて明治維新後。東京地方朱引を畫し朱引以內の地には埋葬するを許さす。依て谷中。靑山巢鴨等に埋葬地を定らる。明治五年八月晦日。人民私有耕地の畔際へ遺骸を埋葬するを嚴禁す。同年九月十四日。神葬地之儀。神官より願出る節は。府縣に於て適宜の地所を撰み伺出しむ。但寺院內へ神葬致度者は。示談の上聊無差支樣。管內寺院へ達せしむ。」「七年五月太政官第五十九號を以て古墳と見ゆる地は猥に發掘するなからしむ。明治十三年九月三日。警視廳は甲第三十五號にて。火葬場取締規則を創定す。」規則の略に曰。火葬場は現在の五ヶ所に限り。場主は本署の免許を受け。火葬時間は午後八時より午前五時を限り。火葬を爲んとする者ある時は郡區役所。戶長役場の埋葬證書を閱して。然る後執行し其證書なき者は之を許さすして所轄警視分署に申告せしむ。」明治十七年十月四日。太政官第二十五號布達を以て墓地及埋葬規則を創定す。規則の略に曰。墓地及火葬場は管轄廳より許可せし區域に限り。都て所轄警察署の管理に屬し。死體は死後二十四時を過ぎ。「區長若くは戶長の認可證あるものに非んば。埋葬及火葬を爲すことを得す。但改葬は所轄警察署の許可を請はしめ。區戶長の認許證なきもの。及ひ警察署の許可證なきものは。墓地管理者其埋葬を許すを得す。碑表を建設するは。所轄警察署の許可を受けしめ。其許可を得すして建設せしものは之を除去す。墓地外に建設せしものも亦之に準す。而して本則を施行する方法細則は。警視總監府知事縣令便宜之を設け內務卿に開申せしむ。」同日。又警視廳及ひ府縣に達示して曰く。墓地及埋葬取締規則に違背する者は違警罪を以て處分すへし。同年十一月十八日。內務省又其方法細則の標準を定め。墓地は從前許可の者に限り。其巳むを得すして之を擴め。若くは新たに設置する者は。地方廳に上願せしめ。而して之を新設するは。國道縣道鐵道大川に沿はす。人家を隔ること六十間以上にして。土地高燥。飮用水に支障せさる地を撰定し。墓地は種族宗旨を別たす。其町村に本籍を有し。若くは其町村に死せしものは之を葬ることを得。但死刑に處せる者は。墓地の一隅を區劃して。其內に埋葬せしめ。墓地の周圍即ち墓地に非る地の境界には。樹木を栽ゑ。墓地內には一丈以上の樹木塀墻を存するを禁し。火葬場は人家及ひ人民輻湊の地を隔る。凡そ百二十間以上にして。火爐煙筒を備へ。臭煙を防くの裝置を爲し。且周圍に塀墻を設け。務めて日沒後に施行せしめ。壙穴の深さは。六尺以上と爲し。墓地火葬場は。必す監理者を設け。其氏名を區役所若は戶長役場に上報せしめ。墓標にして死者の氏名族籍官位勳爵法號及ひ生死の年月日建立者の氏名を記するに止るものは。所轄警察署の許可を受るの限りにあらす。死屍を埋葬する者は。必す區戶長の認許證を乞ふへく。變死に係るときは醫師の檢按書に檢視官の檢印を得。囚徒の死屍は獄醫の死亡證書謄本に司獄官の檢印を受けしむ。管理者は葬主より領收せる區戶長の認許證を編纂し。每三ヶ月に警察署の檢閱を受けて。區役所若くは戶長役場に送付する者とす（內務省乙第四十號達）。二十四年八月。警察令第十二號を以て。東京府下の埋葬取締細則を改定し。從前東京朱引內とありしを東京市內と改め。唯〻靑山。谷中。淺草橋場のみ之を許し。此等も亦將來變更することあるべきを達せり。

ホツケシウ　法華宗。（ブッケウ。ニチレンシウを見よ）

ホツケハツカウ　法華八講のこと。歲時記に載するところ左の如し。【吉祥院八講】（二月二十五日）菅家長者記。吉祥院は菅家氏寺天神の祖父淸公建立東寺の西南に在り。加賀國富墓の庄は古へより法なく。荒廢の地也云々。宣旨を申請ふ。神領に施入せしめ。永く法華八講の料所となす。公事根源に二月二十五日は天滿大自在天神のかみあがりし給ひし御日也。夢のつげ有て。天仁二年より。吉祥院にて八講あり。菅家のともから。參りて是を行ふ云々。【祇園御八講】（二月八日）今絕て此儀なし。元御八講は勅會にて行はる。法華經宸筆の儀有。今台家に於て修行する法也。法華經二十八品に結經無量壽經を加へて。三十日三十口の式有。八講壇と

て兩壇相對して飾之。講師問者を定め。右座は佛名をふし付に唱へ。左座は法華八巻の六意を論ず。別に論題を設て論義有。其外伽陀唄散花等の法式嚴重也。天台一宗にて修行勿論也。或は【禁庭の御八講】には興福寺。東大寺。延暦寺。園城寺四箇大寺の碩徳を召さるゝとかや。行基菩薩の御歌「法華經をわがえしことは薪こり。菜摘水汲つかへてぞえし」。此歌をふし付に唱ふるともあり。提婆品を採薪及菓蓏隨時恭敬與の例とて。薪の行道とて。天子自ら御行道ましく〳〵。薪菜籠水桶等。六位藏人三人役レ之。捧物行香等の儀有。悉く記しがたし。祇園御八講定て。台宗別院の時。勅會を行れしにや。今も社内に慈慧大師の像を安置して遺跡分明也」とあり。

ボツシウ 沒收のこと。略々刑罰の條に述べたるも。猶左に洩たるを補ふ。王朝の頃。大逆謀反の者の資財田宅は竝に沒官すること賊盜律にあり。又官吏私稻を出擧して利を得たる者は刑條ありて稻を沒官せり。德川氏の頃之を鈌所と呼べり。青標紙に云。【御仕置に成候者鈌所之事】一磔。一火罪。一獄門。一死罪。一遠島。一重追放。右御仕置申付候者は。田畑家屋敷家財共。鈌所可申付。中追放田畑家屋敷。輕追放は田畑計鈌所申付。家財は中輕共不及鈌所。吟味の內致病死候共。吟味詰御仕置可申付者は閣置候上。致病死候はゝ。伺可成筋は御仕置之者は。伺之上鈌所可申付事(追加。從前之例。延享二年極)。但下手人は不及鈌所。此外專利慾に拘候類。江戶十里四方追放。竝所拂にても田畑家屋敷鈌所可申付。貪りとる儀於無之は不及鈌所(延享元年極)。一妻子之諸道具其外寺社附之品は。構無之事(從前之例)。一御扶持人にても。重追放以上は鈌所仕形。右同斷。中追放。輕追放共。家屋敷計鈌所。家財不及鈌所(同上)。一私領百姓公儀御仕置に成。田畑家財共鈌所之節。地頭え取上可申旨。可申渡事(元文五年極)。但田畑質地に入置候はゝ。證文吟味之上。定法之質地於無相違は。質入之田畑拂代金之內を以。質に取候者え元金可相渡。金高不足候はゝ地面にても可相渡。若又年貢滯有之は右質入之地面拂代金を以。先年貢相納。質取主へは殘金の內を以。元金可相渡。尤金高不足の分は。金主可爲損失事(享保六年極)。一夫御仕置に成鈌所之節。妻持參金。竝持參之田畑家屋敷も鈌所に可致事(從前之例)。但妻の名付にて有之分は不及鈌所事。一御仕置に成候もの。又は鈌落者鈌所之節。當人質置候金子。竝賣掛金。手形帳面等有之候共。借主より不及上納候事(享保元極)。但借主出金之儀に付。不埒之儀も有之候はゝ。取上可爲上納事。一町在共家屋敷家質に入置候もの。御仕置に成。右家屋敷鈌所之節。金主請取度旨。願出候はゝ證文吟味の上。無相違は是又質地同前。可申付事(追加。延享二年極)。又【御仕置に成候者之鈌所田畑を押隱候者。咎之事】鈌所に被成。田畑地面於隱置者。名主輕追放。組頭所拂」とあり。現行法は之を附加刑の一とし。第四十三條を以て。左に記したる物件は宣告して官に沒收す。一法律に於て禁制したる物件。是は何人の所有を問はす沒收す。二犯罪の用に供したる物件。三犯罪によりて得たる物件とす。而て二及三は犯人の所有物なる時。若は所有主なき時の外沒收せず。

ホトトギス 杜鵑は。深山に棲み。五月雨の頃晝夜となく。高く啼渡る鳥なり。其の名種々あり漢名には杜宇。子規。鷤鴂。郭公。霍公鳥。姉歸。蜀魂。不如歸。射豹。勸農鳥等あり。和名には冥途の鳥。四手の田長。沓手鳥。倶伎羅。橘鳥。時の鳥。戀し鳥。三月過鳥。綱鳥。童子鳥。賤鳥等あり。和漢三才圖會に曰く。杜鵑の形は雀鷂に類して色灰黑腹白し。鷹の斑あり。翅も羽も白き斑あり。口中赤く頭に小冠毛有り。脛掌蒼色其前の指二つゝ連膜あり。後の趾二つ諸鳥に異れり。季春鳴なり。ほぞんかけたかと云ふが如し。夏に至りて最も多し。初秋に至りて聲止む。冬月は深山に蟄す云々。又杜鵑は巢を營む事能はず。鶯の古巢を窺ふて借りて卵を生む云々と見ゆ。又說文にも。巂鵑。蜀王望帝所レ化也。至レ今寄レ巢生レ子。百鳥爲レ哺二其雛一。猶如二君臣一云々と見ゆ。されば杜鵑は全く自ら其巢を營む事を知らざるものにや。折々鶯の古巢にて其卵を見たりと云ふものあり。萬葉集の鶯之生卵乃中爾霍公鳥云々といふも。續世繼物語賴政が歌の「鶯の子になりにける杜鵑」云々と云ふも謂ある事にぞある。俗に杜鵑は八千八聲を啼くの後血を吐て死すと云傳へたり。【霍公鳥】カツコウ〳〵と鳴く鳥深山にあり。或は以て杜鵑と別物となす。又一說に。夏の鳥に閑古鳥あり。即ち霍公鳥の訛れるなりと云ふ。

ホホヅキ 酸漿は。女兒の吹き翫ぶものなり。草になるあり。海ほゝづきあり。本草綱目(卷十六)。酸漿の條下。主治に云。食レ之除レ熱。治二黃病一尤益二小兒一。附方に云。酸漿實丸。治二婦人胎熱難產一。和訓栞云。ほゝづき。和名抄に酸漿をよめり。實の赤きを稱して。紅顏の意に名けしにや。源氏にも人の顏にたとへり。骨董集云。酸醬を吹ならす事。今の世に女童のほゝづきを吹ならすは。いとふるき事也。榮花物語(第八)はつ花の卷。寛弘五年の所に。宮は(二條院の后上東門院也)。うへの御つぼねにおはします云々。たゞいまの御年はたちはかりにこそおはしませど。いとわかうぞおはしますめり。さらになに。いと心もとなきまで。さゝやかせ給へり云々。御色しろくうるはしう。ほゝづきなどを。ふきふくらめて。すゑたらんやうにぞ見えさせ給ふ。とあり。當時ほゝづきをふきならす事のありければこそ。ふきふ

くらめてとはかきけめ。いにしへは宮中やんごとなきわたりにも。これをもてあそばれしにや。寛弘五年より。今文化十年まで。およそ八百六年なり。かゝる證なくては。さしもふるからんとはおもひもよらぬわざなり。源氏物語野分の卷。玉鬘のさまをいへる所に。ほゝづきとかいふめるやうに。ふくらかにて。髮のかゝれるひまひま。うつくしうおぼゆ」とあり。こゝには吹とはなけれと。榮花物語のことばにおもむきは似たり。枕の草紙異本に。おほきにてよき物。ほゝづき」とあり。ほゝづきは食物にもあらず。見てなぐさむ物にもあられば。吹ならす料ならずは。大きにてよき物とはいふまじくや。」去れば婦女子の酸漿をふきならす事は古きものか。嬉遊笑覽云。江戸ほゝづき。柳亭子云。寛文二年の板案內者といふ草子。七月七日本願寺立花のをいふ處に。近年江戸酸漿子とて。七月に色の赤きをもとめ出して。よき彩色の物とす云々。今丹波ほゝづきの名をいひて。江戸ほゝづきの名をいはず。今六月より色づきたる酸漿あるは。是即江戸ほゝづきか。江戸ほゝづきは絕て。丹波の國の種を求めて。植けるものか」といへり。按るに。古き俳諧もみぢの句に。丹波をいへるを多し。丹の赤きにとるなり。丹波ほゝづきの名も。これと同例なるを知べし。又江戸ほゝづきといふは。むかし江戸の人情尤き事を好めば。赤く彩れるをば江戸と稱へしなるべし。故に空林風葉。天和三年自悅撰「女奴江戸鬼灯や色好み。山川」。女奴は勝山などをいふ。こは後ながら。名筆傾城鑑（寶曆二年三月）といふ淨るり使者の段中にも。頭と見えたるは又平が思ひ付。大紋の袖龍頭卷。大津祭の大長刀橫たへ。江戸彩色の頰かまへ。紅粉はき茶碗のわれたる如く云々あり。こゝに江戸彩色と赤き色をいへるも同意なり。俳優の打扮も。昔より面を赤く染るは。江戸風なるべし。されば江戸ほゝづきとは。其色の勝れて赤きを稱せし名にて。恐らくは江戸にていひ出し名にはあるべからず。懷子。九「枝ながら吹ほゝづきや風の口」。同集十「小姬ごぜにも露かゝはりて。ほゝづきも吹口びるもべにそめか」。又これを鰌のけんに用ひしを。洛陽集「山は鰌鬼灯の日を出されたり。正長」。「又ほゝづきや穴に音を鳴虫くひ齒。心計」。此句六玉川八「ほゝづきの奧齒になるとうまい音」と似たり。大倭本草に。ほうといふ虫。酸漿の葉を好みて食ふ故。ほゝづきと名付といへるは。假字違ひにて誤なり。枕草紙に。夕がほの事をいふに。惡き實の有さまこそいと口をしけれ。などてさはた生出けんぬかつきなどいふものゝやうにたにあれかし。新撰字鏡に。酸醬を訓り。よりておもふに其實下にうつむく故。額突に似たればなり。ほゝづきはふくらかにて。人の頰にたとへしなるべし。突は前と同義なり。但し額突といふをはあれと、頬つくといふを他になければ。外苞ありて生たる處を。ぬかつきといひ。これをむきて吹ならす時。ほゝづきといふか。つくはかしらつく。貌つくなどゝ同じきにや」とあり。酸漿は熟せされば苦く（四万六千日の條參看）。熟すれば甘し。吹ならすには熟したるを生又は鹽漬にして用ふ。又た【千なりほゝづき】と云ふあり。樹低く枝多く。實は小くして多く實のる。苦からず。又犬ほゝづきと云ふ者あれとも。吹鳴らすに便ならず。女兒又枸杞の實。又は蠶豆の皮等にて酸漿の代用とするものあり。

【海ほゝづき】嬉遊笑覽に云く。物類稱呼に。海ほゝづきはうんきうの卵なり。岩あろひは流れ木に卵を生つけ置を取て。海ほゝづきと呼。小女口に含み鳴す。其の色黄なるを。梅酢を以て是を染て赤くなすなり。江戸へは安房より出すといへり。然を安房にて磯ほゝづきと呼よしなれども。これ九州の産にて。東國にはなきものなるに。此名あるは其殼の漂れよるをなどのあんなるにや。此物かゝる名ある故に。海ほゝづきをそれが卵なりと誤れり。海ほゝづきは𧏛螺（長ニシ）の卵なり。其介は形王螺より大にして長し。肉は紅螺に似たり。腸辛辣なる故辛にしと云ふ。又夜なきともいふは小兒夜啼の呪に用ろよし。本朝食鑑にみゆ。海ほゝづきは江戸近國の産は形小し。大なるは加賀。能登より來れるなり。長刀ほゝづきといへるものは紅螺の卵なり。草の葉を鳴すを。俳諧口寄草（元文元年）「手を打にけり〳〵。豆の葉に穴あけては嬉しがり。」六玉川。初篇寛延三年「鳴して捨る葉に殘る月」。鳴したる葉には圓く孔あくなり」とあり。又長刀ほゝづきと云ふあり。海酸漿は扁平にして。長刀ほゝづきは細長し。今も之れを吹ならすをは廢れざるなり。

ボム　盆。今世俗間にて盆と稱するは。木製にて圓形若くは方形をなし。邊緣凡そ五分許にして。盤の如き者なり。然れとも古昔盆と稱せしは。今時謂ふ所の盆と異なり。和漢三才圖會に。事物紀源云。盆出二於周代一。本瓦器也。按盆凡擂盆果子盆之類。上濶下窄。而深陶器也。然今緣僅寸許。如レ盤捲物皆稱レ盆。以爲二配膳之用一。或代二食机一。其深者皆稱レ盆。如レ此有二古今名義相反者一。亦不レ少」とあるを以て。其古今の異あるを知るべし。又盆の用ひに於ては。貞丈雜記に。菓子盆と云物。古はなし。菓子はふち高に盛也。ふち高も白木なり。又まんぢうかんなどは（やうかん。べつかん。うんせんかんの類）。かはらけにもる也。寺方などにてはまんぢうかんなどを椀にもる也。菓子盆は近代の物也」と云ふを見て了すへし。今時諸方にて。盆を製する多くなりたりしも。殊に著名なるは。勢州桑名なりと謂ふ。工藝志

料に云く。桑名盆は伊勢國桑名郡桑名に於て製する所の者なり。傳へて云ふ。元祿年間。漆工某といふものあり。始めてこれを造ると。其の盆は圓形にして。其の製は表裏俱に黑漆塗なり。而して表面に蕪菁の銀蒔繪を研出したるもの也。近來銀蒔畫を改めて。金蒔畫に代へたる者。往々これあり。而れども其の製多からず。舊樣を存せる者多し。初め是の盆粗糙なるを以て。民間の雜具に供せしを。漸次精製に至り。雅客も亦これを愛翫す。」佳良なる盆を製作するは。桑名の外尙は多かるへし。然れども一々かゝぐるも要なければ略しぬ。

ボム　盆。(ウラボムを見よ)

ボムヲドリ　盆踊。(カゞヒ。ツクダジマ。チドリを見よ)

ホムグワムジ　本願寺。(モムゼキを見よ)

ボムケイ　盆景。(ボムセキを見よ)

ボムザム　盆山。(ボムセキを見よ)

ボムセキ　盆石は。盆の上に石と砂とを排置する一の美術なり。之を盆石と云ふは底淺き鉢の事なれば。文字同じくして其の物異なり。嬉遊笑覽に云く。俗人盆景を打つと云ふ。又其の小別に盆山。盆景。盆畫の名あり　而して支那にて盆と云ふと云は。盆石とて盆に石を排置き。白砂を盛たるをいへるは非なり。盆景こゝにいふ鉢うゑのことにて。もとは草木を植たるなり。其風情幽趣あらしむるを。植盆取景などいへり。石など立添たるは後のことなるべし。俗こゝにて石をもつはらにして。木にてつくれる箱は。花のみを植てもこれを石臺と呼ぶ。いまは人物鳥獸までもつくりて立るものを箱庭といふ。風俗文選番椒序(野坡)。「石臺を終に根こぎやたうからし」とあり。【盆山】嬉遊笑覽に云く。今盆山といふのみを盆山とは云す。狂言記五十番に。盆山といふがあり。庭石を盜みに來る者。その石の蔭にかくるゝ狂言なり。石を疊める山なるべし。又石臺といふもの。花を植るのみにて。此石を呼ふも。もと石を置たる故なり。これ即盆石なり。寬永發句帳「年々のつぎ木や臺の作り花」。「盆山にそだてゝ見ばや石の竹」。漢土には太湖石をめでたり。西廂記墻角聯唫の條。小生潛先身。在太湖石畔墻角兒頭。から繪につくれ芋の形して穴の多く明たる石ある是なり。異風錄に今吳中富豪。競以湖石。築峙奇峯陰洞。至諸貴占據名島以鑿々而嵌空妙絕。珍花異木錯映闌圃。雖閭閻下戶。亦飾小々盆島爲玩。以此務爲饕貪。積金以克衆欲。その貴重することかくの如し。簪雲樓雜記に袁宏道園亭記畧を引て。瑞雲峯と名付る太湖石のことをいひて神物なりなどいへり。園治に蘇州府所屬洞庭岩水涯に產す。唯消夏灣と云處より出るを最よしとす。性堅して潤ひ嵌空穿眼宛轉嶮怪の勢あり。一種色白。一種色青黑。一種微青黑なり。其質文理縱橫籠絡して面に隱起す。坳坎多し。風浪中衝激して成これを彈子窩と云。扣けは微聲あり。採人鎚鏨を携て深水中に入り。奇巧なるを度りて取鑿ち。巨索を貫き大舟を浮へて引出す高大なるを貴む。古より之を採る故今はいと鮮し。世の好事者虛名を慕ひ聞て。舊石を鑽求め。某名園某峯石某名人題詠某代傳て今に至る。斯眞の太湖石なりとて重價に買ふ。湖石は鮮なければ別山に未だ取らざる石あまたあり。何をか新とし何をか舊とせむ。凡石露風なるは舊く土中にあるものは新らし。されど幾ばくもあらず。雨露をふれは舊ぬべしとて諸石を多く與たり。【小々盆島】は盆中假山また盆景ともいふ。今世に箱庭などいふものをも云へし。望一千句「やうくとこしらへ立る玉の枝。露打わたす花の島ぼん」。「霞くむ座敷の前を掃除して。島は庭ほんは盆なり」。倭傳抄棚かざりの圖。石菖鉢また松の鉢うえなどあり。圓光大師繪傳にも木うゑたる鉢に石を立たるもの是盆石なり。歌林四季物語。夏部時日はさだめれ共くすりのかみやくゐんし抔御さゐんのなでしこ土のかめにもりて內駿して奉れば。いとなき宮こたちはそこにまうでゝ見給ひ。あなたこなた朝露にそぼちわけまよひためる云々有り。金鰲退食記。南花園の條。江寧蘇松杭州所レ進盆景。皆付二澆灌培植一。」金石緣傳(十六回)。五間靜室魚池花草。盆景假山十分幽雅。雲臥紀談(僧曉瑩著。本邦に早く貞和丙戌三月梓刻せり)。雪竇持禪師假山詩。數拳幽石疊二嵯峨一。池水泓然一寸波。欲レ識山川無レ限意。目前蕭灑不レ消多。」考槃餘事。盆景以二几案可レ置者一爲レ佳。其次則列二之庭榭中一物也。最古雅者如二天目之松一。高可レ盈レ尺。云々。更以二透漏窈窕奇古石筍一安挿得レ體(これにも穴の明たる石おくことをいへり)。」昔の俗に石菖鉢のたぐひを盆山といへりと見えて。一代女(五)。盆山に奈知石を蒔て。石菖蒲の根からみ青々としたるを詠共いへり」。古意にかなへり。立花の砂物などいふも。石菖鉢より起れるにや。娘容儀といふ草子に。おごり者のことをいふに。蚊除の間とて。薄絹の障子の中に。五尺四方の盆石に水行燈をしかけ云々なども有り。五雜俎に。閩の窮民假山を作ることを云ふに。疊二蠣房一爲レ山。池如二杯盌一。山如二筆架一。水環二其中一。蜆螄爲二之舟一。琢瓦爲二之橋一。殊肖也。また云。余在二德平葛尙寶園一。見二木假山一座一。岩洞峯巒。皆木頭疊成。不レ用二片石抔土一也。余奇而賞レ之(かきがらの山などはこゝにては小兒も弄ばず。又この木假山もこゝにては索麪あるひはところてん賣る水茶やなどに。枯木を山

とし。處々に土燒の家塔など置き。猿の釣するもあり。又うみほゝつきは必ず枯木にかけ並べて賣る。これはもと流れ木のふりたるに付たる物なれど。もとの朽木は風情なければ。姿よき木にかくるなり)。簷曝雜記(五)。古來構二園林一者。多疊レ石爲二嵌空險峭之勢一。自二崇禎時一有二張南垣一。創意爲二假山一以二營邱北苑。大痴黃鶴畫法一爲レ之。峯壑湍瀨。曲折平遠。巧奪二化工一。南垣死。其子然號二陶菴一者繼レ之。今京師瀛臺玉泉暢春苑。皆其所二布置一也。楊惠之。變レ畫爲レ塑。此更變爲二平遠山水一。尤奇矣。かゝれば淸の代になりて。南垣より庭の作りやう一變し。かの湖石の穴明たる物は古風となりけるなり。こゝにて石を立ることの廢れたると同じ。○周之冕が畫に。菊目石を立て石竹の花生たる圖あり。八種畫譜に。山丹花と此石を畫けり(菊目石は大和本草にキクメイ石とあるは土俗の訛なり。紋の大なるをから松石と云。廣東新語の海化石なり)。本邦にても昔より用ひしものなり。續山井「菊目石の花と植てや雪の下。風鈴軒」。「白き輪や其まゝ菊目石の竹 。定行」。釣しのぶなどは古きものに見えず。京羽二重「つりしのぶ女ばかりの物見かな」(一雫)。このしのぶといふ草は。本艸綱目の海州骨碎補なりと云ふ。歌などによめる物にはあらず。」米元章は奇石を翫びしと云。こゝの盆石はさるをにもあらず(米元章が研山は南唐の寶石なり。上に華蓋峯。月巖。翠巒。龍池。上洞。方壇。玉笏抔の諸勝あり。雨ふらんとすれば龍池潤ふとぞ。後家園と交易す。いとおしみしかど。せんすべなかりしなり。圖を寫し記を書し又詩を哦して曰。研山不二復見一。哦レ詩徒太息。唯有二玉蟾蜍一。向レ予頻淚滴。といへり。程へて此の石吳興に入り。兵火に燬くと云。輟耕錄にその圖あり。然るに後世出たる由葦卿贊筆に見えて。或は贋作ともいへれと。さにはあらじとなむ)。雲根志に。古田織部重能の記をみるに。盆石飾の事。知る人まれ也。東山殿御歌。「盆石の前には一つ濵ひさし。後に遠き海そえならぬ」。此歌の心にて盆石飾の趣よく聞えたりといへり。貞德文集。座敷飾物。先床は三幅一對掛物云々。花瓶盆石云々。懷子集。「あら玉の春のあしたに砂蒔て。節ふる舞にかざる盆山。三政」。續山井。「盆石に見るや四季咲雪の花」。(盆石に白き處あるを御覽じてよみ人不知とあり)。東海道名所記(三)。世にもてはやす盆山の石に。獅子石とて見事なる石を出すとあり(大磯の石の類なるべし。寶暦の頃土御門安倍泰邦卿東行記。大磯の宿にて赤き靑き色々雜りたる小石を。所の名產とて宿より送る。是は京にても兼て見し物にて。盆石には聊打かたき子細もあれど。戲て用るに又くるしからず。「大磯の小石の色はさまぐ\に。けはひ坂より出し物かは」)。大和本草に備後砂は。三上郡帝釋の溪間にある鮮白にして愛すべし。銕槌にて碎き盆底に布くに。水を得て其光彌潔白也。坐上の珍玩とす。他州にも有り。本艸啓蒙河砂の條。盆山に用るは大磯黑胡麻砂。山城の鹿背砂(木津川邊に鹿背村と云ふ處あり)。黃白色にして灰色の斑あり。備後のあられ砂云々。日本鹿子。伊勢國名物の内盆山石同數石五色なる石なり。同書有馬盆石蒔砂琢砂とみゆ。風俗文選湖水賦盆山のしき砂は。大洞の白石(自注に方解石なりと書り)。萩原隨筆に烏丸光廣卿。有馬御入湯の時あみた堂に詣給ひ「引提て床の上にてついすゆる。大千世界九は海」とよみ給ふ。是盆山を題し給ふ御自筆の短册今に此寺に有り。昔のは細密ならさるものにて。小き槌にて砂を打ならすと傳へたり。或かたに片桐石州侯の盆石の畫贊あり。山の形を寫して。嶺岳市尾崎の五字をしたり。傳へある事となり。年山記聞(五)。奥州岩城の主内藤義概朝臣。江戶より歸り給ふとて。村松山日高寺を一見し。別當の龍藏院に立より休給ふ折ふし。床の上の盆石を見て。「ちらさりき遠き堺の海山も。手にとる石の上にみむとは」と書つけ。龍藏院に見せられしを。後に西山公の御覽に入侍りしかば。其僧にかはりて御返し。「ちらざりき遠き境のなさけをも。手にとる文のうへにみむとは」。三曉菴雜記(蘇州の畫師。寶暦十三年に七十餘歲の老人の話なり)。盆石のと。石のいけ樣。浪のよせ樣。四季にかはるなど細々有之由尋れ候へば。如何樣習も有之候哉。當時京都などにては法式無之由聞及候。自分いけ候は石なすゑ藻の切口にて砂を突かため。羽帚にてはき候儘にて候。盆石はもと遠山を移し候景色。浪のよせ跡細々の事は見へさる筈にいたしたる物なり。それ故石の小さきは廣座敷にては見えかね候。眼下に見るより遠く引はなれて見候が。直に遠山また遠き島など見候樣なる手極よく候。俳諧に「遠山の小松がもとのかき蕨」といたし候へば。點者御眼力の程うら山敷と頭書致候由。自愛の石は屋久島の產なりとて被出候。大ふりにし景色も段々有之裏表なし云々有(此人京に久しく居たりとみゆ)。万寶全書。盆山の石横六寸高さ厚み見合。川石のすはりのよき手いらずを用ゆ。石ふるきがよし。谷川の石上石なり。名石の分は谷川石なり。山石。海石は景よくても悪しなどいへり。盆石に打といふも。今の法にてはまづ石を据。地砂を蒔。洲濱を形どり。羽帚にて洲濱の外をはき落し。石をも取あげよく掃。又盆中すべて薄く砂を蒔ば。水とすべき處は洲濱の外なり。さて鳥の羽に鋸齒を刻みたるにて浪をかき畢て。石をもと据たる處に置。又あられ砂を匙にて盛なり。是を打とはいひがたし。然らばもとは槌あるひはわら束などにて打たる故の名にて。

今樣の如きにあらずと見ゆ。砂に打と云是のみにもあらず。庭前などにも云るそも又打ならす故なり。」涙花の畵師長田武禪は。月岡丹下が弟子にて能畵なり。淸貧を安として陋巷に居れり。寒暑つよき間は畵をかゝず。夏月は唯石膏をもて假山を作るを巧みにて。八方正面のごとし。畵法によりてなり。」陸務觀入蜀記に。乾道六年閏五月二十五日云々。晩葉夢錫侍郎衙招飮。案間設二礬山數盆一。望レ之如レ雪。武禪これに倣へる歟。盆山白砂を用ゐるも。かゝる事よりともいふべけれど。さにはあらず。是は庭に白砂蒔ことより出しならむ。盆山より又【盆繪】は出たり。砂を五色に染て。源氏の卷の名をもて呼び。象牙の丸き匙。また霞板とて笏の形して。先を三絃の撥の如く薄く作りたるもの大小二つ有り。畵かく具ともなり。盆は桐木を用ゆ。塗たるはわろし(砂に粘をすこし入乾し。盆に此砂をもて畵き。湯氣にてむす。其砂乾く時盆に付て落ず。これを扁額の如く壁に掛へし。是をとめ盆と云。其師有て口傳とし。兒女子を欺く)。此わざはいと近世より始まれるなるべし。寬政十年。大阪津村御堂にて百盆山會を開きし事あり。其ころは各流非常に盛なりしと見えたり。天明二年板本。竹屋石意が著唐詩盆山譜に。源康憲の序あり。云く。漢建元中博望候使二大夏一之後。窮二河源一到二於崑崙一。得二支機石一歸矣。中古唐玄宗皇帝以二名石數品一。寫二山水之圖一。爲二沈香亭榻上之飾一。從レ是爾來。其法陵遲。嘗二吾日本推古帝之御宇一。百濟國琳聖太子投化。而到二周防州多々良濱一。建二館舍一奉二仕朝廷一。嘗與二上宮太子一相友善。上宮初而得二其法一。寫二五岳之圖一奉レ帝。從レ是爾來千百年間。法留二于朝廷一。爲二風早家之家法一。往々炳若二丹青一然。其理其義浩博未レ易レ究。故窺レ室者無レ有也。能撮二其要一者唯竹屋石意也哉。石意は竹屋光長卿之弟子。故居恒待二風早家一之日多也。云々」とあり。書中より右に云ふ所沈香亭の五岳の盆石及び日本竹屋流の盆石の圖一つを抄す。又竹屋流家元目代立正庵千蔭(田中錄三郎)の話に云く。

盆石之最初。

唐玄宗皇帝沈香亭卓上疊レ石爲二五岳一之圖。

日本推古天皇御宇厩戸皇子(世稱上宮太子)奉上五岳之圖同レ之。

敬亭山　　李太白

衆鳥高飛盡　孤雲獨去閒
相看兩不厭　只有敬亭山

祖父二滴菴は。德川將軍へ竹屋流盆景指田流一節切を上覽に供ふるまでに至り。門人諸國に有り。流行盛りにして。德川の末迄。其流行を維持し。其道を子孫に傳へ來りしも。王政維新後にすたれ。盆景をしる人まれなり。我國の美術を捨るを憂へ。百事苦心して其再興を計り。始め明治二十六年三月東京下谷池の端辨天社にて。發起人と成りて。諸流盆景之研究會を開きしに。効果空からずして。頗る盛會に及び。縱覽人有り。今日は到る處流行するに至れり。明治三十二年五月東京上野公園櫻ケ岡大日本美術協會へ兩陛下皇太子殿下行啓之節。竹屋流盆景を天覽に供したりと云へり。

三十三年十一月。淸原流の黑澤忠正の話に【現今東京にある諸流】は細川流。小石川大六天町大河内正質。遠山流。下谷上根岸町百十一番地水上歌子。竹屋流。本所區原庭町九番地田中錄三郎。石洲流。京橋區木挽町一丁目十一番地中島一典(女)。相阿彌流。四ツ谷傳馬町一丁目三十七番地宮下源次郎。日野流。四ツ谷愛住町油出久兵衞等の諸氏にして。流義により。彩色したる砂を用ふると。白黑のみの天然の砂を用ふるとあり。又其の用ふる道具にも多少あり。【淸原流の盆石の大意】左の如し。一夫盆石を飾にて。須彌四洲とする事は神武天皇始て諸國に行幸し賜ひて。日本の地形蜻蛉(アキツムシ)に似たるを以て。秋津洲と名付させたまふ。故に四海一山と盆中に飾る事は。須彌山四洲是なり。又日本三島をも表すなり。三島とは蓬來。方丈。瀛州を海中の三島とす。一山四海と打に地砂打事あり。今地砂洲濱の形に打。是すはまに不レ有。蜻蛉洲を表す形なり。主石は巖に表す。石するどにして高くそびえたるもの

ホムセ
ホムセ

を嶮とす。又峯にも見るへし。山大にして高きを峰とし。小にして高きを岑と云ふ。是らの絶頂を巓といふなり。」一又盆石を立るに。七段とて七々の數を用る洲濱峯。澤小洲を渚と云。水渚石有を磧と云。是則渚浪なり。濱は水際高き處をいはす。平聚の處を云なり。峯と水際高き處を云なり。澤は水のめくり聚る處なり。岬の形も見るへし。岬とは山のかたはら海あとへつき出たる處を云なり。山の間に水有躰をする是を澗といふ。谷川なり。又丘四方高くして中のくほき所をおかといふ。たゝ砂のもりやうなり。澗 岬 丘 洲 濱 岸 澤と別をよしとす。盆石を立るに。七三四六の法を守る事。是七政を表す。七政とは日。月。木星。火星。土星。金星。水星是也。天の七星には四方の七星をとり。三の數は天地人(天照。春日。八幡。彌陀。觀音。勢至)此三神三佛を表す。四の員四方四攝を表す。四方は四天王(慈悲。喜捨)是なり。六の數は大極(天地未開を云)。兩儀(大地陰陽わかれしを云)。又三星を表す。正月元三の間は四海一山を打。たきもの又富士も飾へし。七寶の類を以。盆中飾り。礫石を用ゆへし。さゝれ石細々石と書り。礫此字はつぶて成へし。」一。置棚或は長板なとに。石立る事有は。地砂を厚く鋪へし。此とき地砂を洲濱の形に打なり。又は抑板にも石飾る事有。主石定法に曰。七の寸を守るへし。然れとも。傳へて家の重寶と成る石は。鉢に立へし。はちなき時は。丸盆にのせるなり。飾り方に。石の鉢と有は。盆石。盆山のみにあらす。水石斗も有へし。」一。盆躰の事。其昔より盆躰有といへとも。東山殿此道に御心を寄させ給ふて。種々御好し給ふ。其時庭の景色御覽有りて。是を盆にうつさせ給ふ。此時則躰の字庭に替る。規矩等相定事なり。盆打立。香爐の座居所と定。呂律石は。庭の飛石と心得。砂は七段ともに遣ひ。主石は峯二つ有を吉とす。尤香爐は盆に飾り置かず。香盆に乘せ。脇棚にかさる事。是等の事共東山殿より事定まるとなり。【盆石の始り】天武天皇の御自作なり。天皇又清見原の天皇と申奉る。是清原家御元祖なり。然るに吉野の山住居遊ばされ御つれ〳〵に。鬘盆に砂を集め。石を以て山となし。御手に持せ給ふ御笏にて。砂を打ち。浪を縮かゝせ給ふ。或は矢羽根を以て浪の形を造り。所々の景色をかたとり。御慰みとなし給ふ。是則盆山盆石の始りなり。さるにより清原御流とは申奉るなり。鬘盆と申は官女常にふし給ふ時。下げがみをのせる盆の事を云ふ。當時用ゆる盆は。葛を緣に入れ塗り申すゆへに。葛盆と申なり。御笏を以て浪を縮かゝれ。又は砂を打ち給ふ故。形を取て。今用る砂板は御笏の形なり。霞板とも申なり。是を作る木は信州位山より出る櫟の木なり。其後中絕に及びし事ありしも。東山將軍義政公萬藝に御心をよせ給ふ中にも。御茶湯を好せ給ふ。爰に盆山之事を思召出し給ふて。葛盆。丸盆。洲濱形等仰られ。御席に有し御茶の象牙匕を以て。浪の形を縮かゝせ給ふ。當時相用ひ候浪匕是なり。萬藝共に。下々に至るまで弘りしは。此の時より始るなり。師家も故有て。傳來を得たり。宮中に於ては盆景に詠歌を添へる事專ら行はれ。豐臣家天下一統せられし頃は。茶事にともなふて。諸侯方にも行はれ。德川家に至りては。文化。文政の頃。盛んに相成。諸流共に增加せりと云ふ。明治維新の際は大にすたりしと雖も。又明治二十五年頃より追々隆盛に趣けりと云へり。」按するに古は此の他風早流。東山流。松本流。遠州流。飛鳥井流等あり。今も地方には存在するにや。

ホムダマツリ 譽田祭は。八月十五日なり。河內國長野山護國寺地藏院の緣起に云く。當社は應神天皇の御陵なり。母后神功皇后の御胎內にましくて。三韓征伐の後。筑前の國に於て降誕。御腕に鞆の形あり。是弓矢の家を守たまふべきこと。此時に顯はれたり。大和國豐浦の宮に崩ず。玉體を瑪瑙の棺に納め。河內國藻伏の岡に葬り奉る。三十代欽明天皇の勅によりて寶殿を營み。三所の神明を祀る。所謂中殿は八幡大菩薩。左は仲哀天皇。右は神功皇后なり。世に神祠多しといへとも。當社は玉體を納め奉る靈廟にして。八幡宮の根源威驗深きことをしろべし云々。

ボムテウチム 盆提灯。(テウチムを見よ)

ボムデム 梵天。(カゼノカミオクリ。ムシオクリを見よ)

ボムドウロウ 盆燈籠。(トウロウを見よ)

ホムノウジノヘム 本能寺之變。日本歷史問答に云く。羽柴秀吉。西征して備中にあり。高松城を圍み攻む。時に毛利氏。大兵を率ゐて來り救ふ。秀吉乃ち援を信長に請ふ。信長安土城を發して京師に入り。本能寺に館す。長子信忠また從ひて發し。妙覺寺に館す。時に部將。明智光秀。信長の命を受けて先發せしか。其領丹波の龜山城にありて兵を召し。直に引き還して信長の館を襲ふ。信長近侍の士を督し奮鬪せしが。其終に勝つべからざるを察し。火を放ちて自殺す。信忠變を聞くや。直に馳せてこれに赴きしが。途にて父の弑せらるを聞き。火を放ち自盡す。實に天正十年六月二日なり。

ホムメイ 本命の説。國史にははしめて日本後紀に見えたり。日本後紀卷之六。「延曆二十三年。八月壬子。暴風大風。中院西樓倒打二死牛一。云々。天皇(桓武)

生年。在レ丑。歎曰。朕不レ利。次未レ幾不豫。遂棄二天下一と志るされたれば。こゝにもふるくより唱來れる也。亦按ずるに。支干は原月に配せり。これを日に配し。時に配せしは後なり。潜確類書云。蔡絛西淸詩話云。都人劉克嘗與レ客論云。子美人日詩。元日至二人日一。未レ有二不レ陰時一。人知二其一一。未レ知二其二一。起就二架上一。取レ書示レ客曰。此東方朔占書也。歲後八日。一日爲レ雞。二日爲レ狗。三日爲レ豕。四日爲レ羊。五日爲レ牛。六日爲レ馬。七日爲レ人。八日爲レ穀。其日晴主二所レ生之物育一。陰則災。少陵意。謂下天寶亂離。四方雲擾幅二裂人物一。歲々俱災上。豈春秋書二王正月一之意耶といへり。これらは十二獸のみならず。人と穀とを日に配せり。又瑯琊代醉篇。鬩林支干考等參考すべし。亦按するに。輟畊錄卷四に載す。楊玉潜が冬青行に。犬之年羊之月。劈歷一聲天地裂といふ句あり。胡語といふにちかし。(燕石雜志)」

ホリ 堀。(ウムガを見よ)

ホリモノ 彫物とは金屬。材木。竹。石。象牙等に花鳥山水人物の風致を摸造する又物細工の技術を云ふ。其起りは古昔にありと雖も。其技の巧妙に至りしは佛教盛時。近くは元祿前後に起れり。工藝志料云。彫工は。上古は寺を造る工人の中に於て。殊に彫るに巧みなるものあれば。花草を蟆股。及桁端等に作り。木工の中に於て。殊に其の巧なる者あれば。花卉鳥獸等を机卓臺盤等の緣に作る。故に別に彫工の名あること無し。傳へて曰ふ。攝津の四天王寺の金堂に蟆股に彫る所の雌雄の鷹は。是推古天皇元年四天王寺を造るに方て。豐聰八耳皇子の創意に出つ。今ある所のものは後世これを摸せるなりと。而れども未其の確證を得ず。器物に彫る所の者は。即奈良の東大寺に藏する所のもの數品あり。今仍存す。延曆十三年桓武天皇都を山城の宇多に奠め。皇城を造營す。而して其の制を支那に倣ふ者多し。故に僧徒等の佛寺を營作するも。亦多く支那に擬し。堂扉及門扉に靑瑣を彫る。靑瑣は綱代形の如き者。又は竪筋の文を彫て靑くこれを塗るなり。此の他桁の端。蟆股等に諸物象を彫ること益多し。而して皆木工の手に出づる者なり。後世唐門の制起るに及て(唐門の事は門の部に辨ず)。物象を彫るの巧益精し(唐門には多く物象を透彫す)。天正四年織田信長近江の安土山に城き。七重の高樓を起つ。其の第七重の柱に。昇降の龍を彫る。木工岡部又右衞門某。宮西遊左衞門某の作る所なり。本邦に於て柱に物象を彫ること此に始まる。寬永十一年山城の伏見の人。左甚五郎某卒す。甚五郎は彫工の妙手にして。自發明する所多し。是より後彫工と木工との業を異にす。甚五郎某の子を宗心といふ。宗心の子を勝政といふ。業を傳へて並に名聲あり元祿年間諸國の社寺の虹梁。柱。桁等に諸物象を彫ること盛に起り。」彫工の業甚繁し。今に至て仍ほ然り。」雕木は雕鏤の器物に漆を以て髹裝せしものなり。而して其始詳ならす。延喜五年醍醐天皇制して雕木の製法を定め。其の一脚(長一尺七寸廣一尺三寸高一尺一寸)を塗るに。漆八合を用ひしむ。當時雕木と稱する者は。雕鏤して以て漆を施したる案の名稱なり。但後世に至て。雕鏤案を以て。雕木と稱せざる者は。其の製漸變ずるを以て。終に其の名を稱せざるならん。」【鎌倉雕】は蓋雕木の遺製ならん。建久三年源賴朝征夷大將軍に拜し。幕府を相模國鎌倉に開くに及んて。諸工人此に集る。其の製する所の器物の中。或は雕木器を出す。其文は則牡丹。梅花。菱。紗綾形。雲形等を雕り。先黑漆を施し。而して其の上に更に赤漆を施し。以て裝飾せし所の者なり(器の内面は皆黑漆塗なり)。後世これを鎌倉雕と云ふ。其の製粗にして雅致なり。又【越前雕】と云ふものあり。何の時代なるを詳にせず(但其の創製は鎌倉雕より時代後るゝ者ならん)。其の製作は鎌倉雕に異なること無かるべし。又【小田原雕】(按ずるに北條氏茂明應四年を以て相模の小田原に據り。關東數國を領す。因て小田原の地關東の都會となる。是に於て來集する所の工人鎌倉雕に擬し。雕鏤の器を製出せしものならん)と云ふものあり。其の雕法鎌倉雕に比すれは稍淺しと爲す。而して其の鎌倉雕。越前雕。小田原雕と名くる者は。皆其の製する所の國名。及地名に因るなり。天正元年織田信長征夷大將軍足利義昭を放逐し。己之に代る。是に於て天下の形勢一變す。是より後人漸彫木の漆器を好まず。工人も亦多く之を製出せず。

ホリモノ 文身は。公けに行はるゝとにはあらねど。坊間尙遺風を存し。海外好事の客。これを試みし者あり。明治二十九年中毎日新聞に曙里逸人の記せる刺靑考を載す。今之を抄す。刺靑は。一に文身。又劄靑。劄刺。點靑。膚劄。邦俗呼てほりものといふ。卑語もん〳〵。其の始詳ならず。後漢書倭人傳に「男子皆黥レ面文レ身。以二其文左右大小一別二尊卑之差一」などあるによりて考ふれば。古くより我が國にありたるものゝ如し。されど我が古史には文身のこと見當られば。確證とすべきものあるなし。唯景行紀。二十七年(前畧)「東夷之中有二日高見國一。其國人男女並椎結文身。爲レ人勇悍。是總曰二蝦夷一」とあれど。これは蝦夷土人の文身をいへるにて。かく文身のことをめづらしげにいふをもて考ふれば。景行天皇の頃。内地一般の男子は。文身せざりしならん。喜多村信節氏の考には。文身は。近頃の流行ならんとて。一説を述べて曰く。こゝには天正文祿の頃。異樣の出立する惡徒も多かりしかど。

文身のさたも聞えず。其の後種々の俠客ありしも。猶其の事見えざれば。專行はれしは。いと近きことゝみゆ。關東俠客傳に。淺草神田川に。鐘彌左衞門といへる者。極めて立派なる男の。其の頃までは入ぼくろ大きなるは。珍らしかりけるに。横筋かひに肩より南無阿彌陀佛と大文字に彫付たりと（其の頃淺草御藏前に永野七郎兵衞と云る名主。異名を釣鐘といれしが。此船頭彌左衞門に鐘と云異名をゆづりたりとぞ）。これ延寶。天和の頃なり。かばかりなるを。大きなることゝしたり。其の他あまたの男立とも。文身のこと聞えず。いと／＼希なるを知べし。其後寶曆年間浮世草子などに入ぼくろする所をかけるもあり。又日雇とりなど。肌ぬきたる圖にほりものあり。其の文は。一心といふ字。或は渦まきなどにて。手のこみたるなし。肌も見えざるほど。ことごとしき繪をほるといふは。近時の事なりと。さもあらんか。其の文身の最盛に行はれしは。文化文政より。天保。嘉永の頃なるべし。

【刺青業者】今古老の話を聞くに。天保嘉永の頃は。刺青大に行はれ。刺青を專業として。華やかに活計を營みし者あり。是をほりもの師といふ。淺草のちやり文。谷中の幾。並木の彫岩。髮結の達磨金。松島町の奴平。淺草の唐草權太。こん／＼次郎。四谷中門の兼等は。皆當時の名手なりし。谷中の幾は。山姥が金太郎の衣服を縫ふ圖をほり。其の針に糸を通したるさま。いかにも細密なりとて。世評甚高かりし。並木の彫岩は。畵に巧にして。みづからよく圖案をつけてほりたり。最人物に長ぜり。髮結の達磨金は左りきゝにて。よく左手にてほりたり。ぼかしほりの名手にして。最も龍をほるに妙を得たり。松島町の奴平は。靈岸島の山王祭に。青年が捕へ。圖樣は今わすれたるが。揃ひの刺青をなして。祭禮に出たり。一子あり。年僅に十四。奴平これを捕へて。刺青をなしたり。其の時苦痛に堪へずして。大聲をあげ泣きさけびしが。奴平叱して更に階子に縛りつけおき。刺青をなしたりとぞ。唐草權太は。おのが全身に唐草をほりつけてあり。よりて名づく。朱を入るゝに妙を得たりし。芝居者のよし。當時すじ彫は彫岩。ぼかしは達磨金。朱は唐草權太なりとて。各其の長ずる所をあげて。賞美したり。

【刺青師が刺青をなす工銀】は。大抵尋常の人なれば一日金壹分。即二十五錢。駕籠舁きなれば。八百文。即八錢を常法とす。しかして刺青する人は。日々刺青師の家に通ふなり。又寄宿して刺青するものもあり。一人の刺青は。大抵日數百日を費すなり。即二十五圓の工銀にして。駕籠かきは八圓の工銀なり（按ずるに。此の頃は拾兩一資本と稱へ。拾兩の金圓を有すれば。一商賣の資本となり。一家二三人の生計をなして。猶餘りありし。然るに一人の刺青に。二十五圓を要する。實に莫大の費といふべし。されど弊風の走る所。禁ずること能はず。往々家産を傾けて刺青をなし。腕をまくりて。財産は此の如く一身に附し去れりなど。誇りて人に示す。人またこれを見て愉快とせり）。

【刺青の方式】は。身體の左方より彫り始むるを法とす。腕の刺青は。肘の上二寸ほどの所にて彫り止めとなす。これを上品の刺青となす。常の人の刺青なり。轉肘まで彫りて止めとなす。これは下品の刺青とす。駕籠かきなどの刺青なり。かの手頸手背まで彫るは。法式にあらずとて。大に賤しむなり。但し右の腕は。肘の少し上をほり殘しおくを法とす。これは罪を侵し入墨の刑などに處せられたる者にあらぬを示す爲めなり。又足は。常の人は。膝蓋の上。二三寸の所にて彫り止めとするを法とし。駕籠舁きは膝蓋までほるを法とす。」刺青の手術は。先づ左手の小指。くすり指および人さし指の間に。墨をつけたる筆を。横にねせて挿みおき。右手に針を持ち。これを筆の上に載せかけて突きながら。直に墨を入るゝなり。朱を入るゝに筆に朱をつけて。前の如く突きながら入るゝなり。ボカシぼりをなすには。ボカシ針とて。針數十本を束ねたるあり。これをもて突きながら墨又は朱を入るゝなり。」さて刺青は。極て痛きものなり。我慢強きものにても一日に針數六七百突くを度とするなり。それより多くつけば身體疲るゝなり。朱を入るゝ時は。其痛み殊に甚し。これ束ねたる多くの針にて突く故なり。ボカシは。其痛み最甚し。これ一所を二三度つゝきて入るゝ故なり。墨は。極上品の墨を用ゐるなり。當時古梅園にて。一挺一貫文位のものなりし」。每日刺青をなして後に。かならず入浴せしむるなり。入浴せざれば。刺青のあがり宜しからざる故なり。されど其の入浴の時は。痛み最甚し。實に堪へ難き痛みをしのびつゝソット風呂に入り。しかしてはい出てゝうつ伏せになり。凡二十分間は。身動きもならず。口もきかれぬ痛みなり。されば自身にて衣服を着ること能はず。故に人を賴み。後よりソット引きかけて貰ふなり。」刺青をなすに當ては。先づ身體衣服を清潔にし多飮多食をなさず。且つ禁物あり。琉球盤の上に座することを禁ずるなり（今何の理由なるを知らず）。又婦人を近つくることを禁するなり。婦人を近づくる時は。朱の色などは忽ちに變色するものなり。

【刺青の圖】は種々あれども。多くは武者。龍虎。達磨の類にして。花鳥山水などは。甚稀なり。或醫學士の說に。多くの處刑人に就き。其の刺青を檢査するに。阿龜。下

道の假面および桃實。櫻花。蝸牛の題を彫りたるもの最多しと。されどこれ等は。眞の刺青にあらず。刺青の專門家は。これ等の刺青を指して「いたづらぼり」といふなり。古老の話に。天保年間兩國の菜櫻におきて。刺青會を催せしことありしが。吉原の人にて腰に短刀を彫り。犢鼻褌をしむれば。恰短刀をさしたるさまなるあり。又吉原の大門を彫りたるあり。これは吉原の閑々樓の料理人にして。渾名を大門長次といへるものなり。又橋場の人にて。左の肩に少さく義經をほりて。右の臂の上に辨慶を彫りたるあり。又頭髮の際より一線の蛛の糸を長くほりて。臀に至り蛛一匹を彫りたるあり。又糞柄杓を肛門の邊りに彫りたるあり。又河童の肛門を窺ふ所を彫りたるあり。又掛守を彫りたるあり。又背中へ卒塔婆を彫りたるあり。石塔を彫り。戒名をほりたるあり。或は意匠の新奇なるをもて誇るものあり。或は刺青の精密なるをもて誇るものあり。中に就き第一等と賞せられしは。龜頭に蜂一匹をほりたるものこれなり。これかの天德寺の坊主が蜂に龜頭を螫されしといふ。小うたより出でたる意匠にして。よく疼痛をこらへたるものなりと。又曰く。刺青の最大なるは。淺草三社祭禮に出でたる壯丁の揃ひの刺青に如くものなかるべし。これは二十人の壯丁を一列に並べおき。一體の龍をほりたるものなり。故に或は龍頭の者。或は胴中の者。龍尾の者ありて。一人づゝにしては。繪にならぬものなれども。各自誇りて。得意の色ありしもおかしと。

【刺青の下畫】は。大抵浮世繪師これを畫きしなり。從來刺青は。幕府の禁ずる所なれば。皆窃にこれを畫きたり。故に其の名は今明ならざれども。歌川國芳および其の門人芳艷。芳虎などは。專畫きたるが如し。葛飾北齋なども畫きしことありといふ。豐原國周の話に龜井戸豐國の門人にては。畫く者甚稀なり。余嘗て一壯丁の爲めに。武者の下畫をかき。刺青をなさしめたることありしが。其の父母大に怒りて。痛く余を責めたり。これより余は決して刺青の下畫を畫かずといへり。刺青の下畫は。浮世繪師これを畫くといへども。刺青師畫心あるにあらざれば。彫ること能はざるなり。故に刺青師にてもまたよく自畫く者あり。かの並木の彫岩。髮結の逕磨金の如き者これなり。刺青の下畫は。直に身躰に畫くにあらず。紙に畫きたるを傍におきて。これを見ながら手術を施すなり。かの國芳が錦畫に。英雄百人選といへるあり。彩色朱藍。ぼかしなど多き武者繪なり。これ等は。蓋し刺青の下畫なるべし。されど眞の下畫は。背。腹。腕。脚など夫々割合をつけて。畫きたる者なりとぞ。

【刺青をなす人種】は壯年の徒にして。江戸の人最多し。京都。大阪は。甚た稀なり。これ風俗氣象の異なるによりて。然るものならん。江戸にても。上等社會には。絶えてこれなし。下等社會に多しとす。即屋敷の火消人足。町火消人足。大工。左官其の他職人の類にして。屋敷の六尺。即乘物を舁く者。および駕籠屋の如きは。必ず刺青をなせしなり(駕籠屋は。裸躰にて駕籠を舁くなり)。殊に駕籠屋は刺青あらざれば。營業をなすこと能はざりし。かの吉原に通ふ者。多くは駕籠に乘る。乘るにかならず駕籠舁の刺青あるものを選ぶなり。されば駕籠賃も刺青のよしあしによりて。高下を定むるなり。故に駕籠屋は。刺青をもて營業の資本とおもへるなり。かの刺青師が。駕籠屋の刺青料を一日八百文と定めたるも。蓋し此の故なるべし。下等社會の者にあらずして刺青をなせし者あり。江戸町奉行たりし遠山左衞門尉。もと金四郎これなり。其の腕に女の生首が玉章を口にするさまを彫りてあり。これ固より町奉行となりて後に刺青せしにあらず。此の人。壯年の頃は遊蕩家にして。常に下等社會と交はり。吉原などへ通ひしかば。かゝる刺青をなしたるなり。これよく世人の知る所なり。先頃劇場にて。遠山が事を遠山櫻と題し。演ぜしことありしが。聞く其の腕の刺青櫻花として演せしとぞ。これ誤りなり。昨夕中根香亭氏を訪ふ。同氏嘗て遠山の事跡を探りて詳なり。其の言に曰く。遠山が腕の刺青は。櫻花とのみおもひしに。左にあらずして。女の生首が玉章を口にする所なりしと。刺青をなす者は。男子のみにあらず。婦人にても往々刺青をなすものあり。文化の頃。蠻の阿角といへる女あり。陰處の傍に蟹をほり。將に陰處に入らんとする狀を見せたり。彼この女惡性ものにて。路上に出て前をまくりて人に示す。人見てこれを笑へば。彼れこれ言ひかけ。はては金錢をゆすりとりたる事は。世の人のよく知る所なり。其の後下谷上野町に紋ちらしの阿玉と渾名せる女ありしが。性多淫にして常に上野の坊中に出入し。寺侍と密通し。誰れ彼れを選ばず。一人に通ずるごとに。其の侍の定紋を。おのが躰に彫りつけ。終に背。腹すきまもなく定紋をほりたりし。故に人呼びて紋散らしの阿玉といふ。又其の頃。本鄕春木町の蕎麥店に。阿竹といへる女ありしが。年の頃は廿四五にして色白なるも。背部より腹部へかけて。金太郎を彫り。其の口に乳房をふくませたり。從來金太郎の全身は皆朱にして最甚しき痛みを感ずるものなり。殊に乳房の邊は痛み甚しきを。よくもこらへたりとて。感ぜぬ者はなかりけり。此の女力ありて。もろ肌ぬぎ。近邊出前を持ち運びしに。かの「がゑん」などのあらくれをのこも。この刺青を見て。少しく恐怖の色ありし。此の事。當時大評判となりて。來り觀る者多く。蕎麥店は。これが爲め大に繁昌せしとぞ。」凡刺青

をなすものゝ意趣は。大低男子のいさましきを示し。親方。親分。棟梁。かしらなどと呼はるゝを欲するなり。又よく疼痛をこらへて。美麗なる刺青をなせしを示し。人のこれを見て嘆賞せんを欲するなり。」安政。万延の頃は。刺青猶盛なりし。壯丁の刺青ある者は。頗威勢強くして。料理店および妓樓などにては。其の待遇頗丁寧なりし。これ蓋し彼等の怒に觸れんことを懼れ。尊敬の意を表するなり。所謂こはもてなるべし。されど丁寧に待遇せらるゝことなれば。壯丁等は欣然として。人皆己れの威勢を懼るとし。はては女子供も其威勢に服し。刺青ある者を慕ひ。藝娼妓などは刺青ある者を情郎とせざれば。自以て恥辱とするに至れり。此の頃一種の發明あり。即【刺青を畵くこと】これなり。其の用料は。蓋し蠟又は油などを墨に入れて製せしものならん。これをもて身體に畵き。朱藍などにて。彩色をなすなり。眞の刺青と毫も異なることなし。唯衣服にてこすれ。又は汗出てゝ流るゝ等のおそれあり。されどよくこれを保護すれば。三四日間は保有し得らるゝなり。大抵は一日にして。翌日洗ひおとすなり。商家の伴當。士人の遊蕩家など。多くこの刺青を畵きて。一時の興とせり。藝妓なども。祭禮の時には。鐵棒引となりて。左右の腕に刺青を畵き。大に誇れるものありし。云々。以上曙里山人の記する所なり。按するに。身體に餘地なき樣に文身する法は。べつたり墨の入黥と云ふ。此の風は文化の頃より我國に流行し始めし者ならんも。外國には古へより全く無かりしには非ず。古今著聞集。變化の部に云く。承安元年七月八日。伊豆國與島の濱に船一艘つきたり。鬼八人船より下りて海に入て。しばし有て岸に登りぬ。身は九尺計にて髮は夜叉の如し。身の色赤黑く。眼圓くして猿の目の如し。皆裸なり。身に毛生ひず。蒲を組みて腰に卷きたり。身には樣々の物の形を彫り入れたり。まはりに覆輪を掛けたり云々とあり。當時已に刺文を刺すことを彫ると言ひしと見えたり。右の文にて遙かに今の如き文身の法なりしを見るべし。蓋し鬼とは南洋邊の土人なるべし。天保。嘉永の頃。諸侯にて文身者を好む人あり。美麗なる文身をなせる者をば。自邸の防火夫に抱ふる爲め。廣く之を慕り。又已の姿をも文身せしめたりと云へり。明治以後文身を違式の罪に科し。文身したる者より罰金を徵して。同時に鑑札を附し。同じ文身に對して再三罰金に處せらるを避けたりしが。後之を廢し。刑法制定に至て。違警罪目中に。身體に刺繡をなし及ひ之を業とする者と規定したるも。猶往々密かに之を業とする者あり。明治二十九年醫學博士吳秀三の著せし研究論文に。犯罪人の文身と題したる者おり。同二十六七兩年間石川島監獄囚徒千百三十人中にある文身者三百五十六人に就ての調査報告なり。伊國人ロムブロゾの刑事人類學上の文身論より說き出し。進て自己の研究に關る文身と犯罪の種類との關係。名稱。日本及び支那に於ける其略歷。文身の方法。其犯罪者及び非犯罪者に於ける多少。男女の別。文身を爲す身體部分の如何。文身の種類等を列敍し。其原因に就ては氏の意見を述べ。最後に精神病者の文身のことを附言したるものにして。刑事人類學上又有益のものとす。是は獨逸文となして大學紀要中に收められたり。此論文中の統計に依れば。文身者非常に多き樣なれども。是は簡單なる入黥をも算入したる者なり。今日は法律の禁ずる所なるを以て。公けに業とする者はなけれども。竊に家に在りて業とする者ありて。消火夫。馬丁。理髮職。魚賣。車夫。其の他職人社會には滿身に刺青する者あり。又刺青業者の地方を巡業する者は。俠客。博徒。人足部屋等に滯在して術を施す者あり。今は大阪にも大に流行し。方言がマンと云ふ。開港場の居留地には久しき以前より治外法權を利用して。外人の家に手術所を置き之を業とする者あり。公けに看板を揭け廣告をなせり。又外國に巡業する者あり。橫濱の彫千代の如きは有名なる技術者にして。英國皇孫。露國皇太子(今の帝)獨國皇孫など。外國人中には紳士貴婦人の施術を依賴する者少からず。外國人向の刺青業者は針の細きを用ふる故。其の痛み少く。又依賴者の望によりては局部痲痺を施して後施術する故。全く痛みなきを得るなり。今日內國人向の刺青工賃は一切り。即ち依賴者の痛みに耐へ得る時間を極度として。金三十錢乃至五十錢位なれど。外國人向のは。數十日を要する手術を行ふをなければ。圖樣に依りて豫め價を定め。三圓以上十圓位にて。一日又は數日間に行ふなりと云へり。猶イレズミ。イレボクロ參看すべし。

ホルトガル 葡萄牙は。古書に波爾杜瓦兒。波羅多加兒。浦麗都家と出し。又南蠻と云ふ。蓋し亞媽港印度等の葡國領地より船を我が國に通ぜしに依るなり。後奈良天皇享祿三年。葡萄牙の商船豐後に來たり。大友氏と貿易す。是れ歐羅巴より我に通交するの權輿なり。爾後屢々豐後。薩摩等に來て貿易す。」天文十七年葡船。豐前に來り貿易し。且天主教を傳ふ。」十八年臼杵浦に來り。尋て九州諸港に入る。天主教九州に蔓延し。洗禮を受る者甚た多し。」十九年葡船來て大砲を貢す。」後陽成天皇慶長十年葡萄牙人烟草種子を南海「タバコ」島に得て。之を本邦に傳ふ。令して之を長崎に植ゑしむ。爾後烟草の行はるゝ天下に遍し。十四年葡萄牙の船長崎に來る。擊て之を殲す。當時葡萄牙人廣東媽港に據り。我商民を害す。因て此擧あ

り。」十六年九月葡人寰宇全圖を獻す。德川家康之を覽て。宇內の形勢を詳にし。外國の來寇に應すへき處置を畫策す。」明正天皇寬永十四年八月葡船漂ふて南島に着す。」十六年葡船長崎に來る。之を却く。」十七年五月葡人長崎に來り貿易を請ふ。之を誅し。福岡。佐賀二藩に命して長崎を戍らしむ。」二十年葡人筑前に漂着す。」五月葡人筑前に來る。之を江戶に幽す。」後光明天皇正保四年六月葡船長崎に入る。兵を出して之に備ふ。」東山天皇元祿元年八月葡船紀伊に漂着す。」孝明天皇萬延元年五月二十四日葡船一艘品川に來り。假條約を結て去る。文久二年三月葡船復た來り。本條約を結ふ。」慶應三年七月改稅約書を發し。今上天皇明治六年十一月二十日葡萄牙特派全權公使「ビコント。サン。シャヌアリナ」朝見し。國書を上ろ」。十五年一月二十五日條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。葡萄牙は即ち特命全權公使ドム、ジョアキム、ジョセ、タローサーをして其會に列せしむ。此年の主旨たる。從前の條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議のためにして。會議の數十六回を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり。」十九年五月一日再び條約改正會議を外務省に開く。葡萄牙國政府は其臨時代理公使ジョセ。シルウア。ルーレイロをして該會に列せしむ。此會七月十八日に至り。議事を重ぬる二十七回。殆んと結了せんとするに當り。事故のため中止せり。」其後明治三十年五月二十二日。新條約を批准し。同八月廿日リスボン府に於て交換す。明治三十二年七月十七日實施となれるは今日の新條約なりとす。是より先。廿五年六月十日。葡萄牙領事は。裁判權執行に關する準備をなさずして日本を去れり。故に同國は我國に於ける領事裁判權を拋棄したる者となし。同七月一日以後は同國民は日本の裁判に服すへき旨を同國政府に通知し。是を公布したり。

ホロ 母衣は。箭をふせぐ武具の一種なり。鐵砲渡りてより。其用をなさざるを以て。戰事に多く負されども。軍裝の飾物となりて。德川幕府の末まて。之れを用ひしものあり。故に母衣騎馬の名目今なほ存す。新井君美の軍器考に。保呂といふ物。其因來る事さだかならず。又さだまれる文字もあらず。古には保侶(三代實錄)。保呂(扶桑畧記)。母廬(東鑑)。などかきしを。其後は袰。又は母衣などしるせり。下學集には。袰を母衣とかく事。元これ胎衣に象れるよしをのせ。壒囊抄には。母の小袖など。袰に懸し事のあるを。いまた其因のしれさる事もあるにやとしるしぬ。袰の字は。韻書等にも見えず(幌の字はあり。これは帷幔也と注す)。其餘世にいひならはせる多けれど。皆信しかたし(武羅。神衣。綿衣等是なり)。神功皇后新羅うたせ給ひし時。住吉の神の作出して進らせしといふ說あれと。正しき史には見えず。淸和天皇の御世貞觀十二年三月。對馬守小野朝臣春風奏せし所に。軍旅之儲。實在二介冑一。々雖レ薄助以二保侶一。調布をもて保侶衣千領を縫ひ造て不虞に備へんと望み請し事見え(三代實錄)。又宇多天皇の御時。寬平六年九月。新羅の賊船四十五艘來りて。對馬島を犯す事あり。守文屋善友迎戰て。彼の大將軍三人。副將軍十一人を始て。三百二人を射殺して。とる所の大將軍甲冑。太刀。弓。胡籙。保呂等各々一具。脚力に附て進らせし由見ゆ(扶桑畧記)。我師にてありし人。母衣とよふ文字は。羽衣といふ字をあやまりうつしたる也。これ旄といふ物也とぞいひける。旄の字は。羽毛の飾。一ッにいはく。羽を績て衣とす。一ッに云く。兜鍪上の飾也と注せり。三國志に。蜀の先主犛牛の尾を以て。旄を結び給ひし事。諸葛孔明吳の孫權に旄をくりし事。又吳の甘寧といひし大將の。手の兵に弓弩さしはさみもたせて。旄を負ひ。鈴を帶びさせしなといふ事あり。但し蜀の先主の結び給ひしは。犛牛の尾と見ゆ。甘寧が兵の負ひし。其制は聞えず。梁の庾信が詩に。金羈翠旄と言しは。翠羽を以て作りたれば。羽を績て衣とすといふ注にあひぬるにや。或は鳥の羽。或は牛の尾杯をもて作りたれば。羽毛の飾とも云ひたるらめ。又兜鍪上の飾りと見えしは。今も異朝の軍裝に。犛纓とて冑の上に。或は紅なる或は白き毛をかけ。鳥の羽を挿む事あるをいひし也。おもふに旄といふ物は。三國の比。專ら軍容の飾りとなせし物にぞありける。後漢書のうちに。それとおぼしき物。すてに見ゆ。三韓の地にも其の制に倣來り。寬平の御時の賊師も。これを負ひたるにこそ。我國の軍裝に保呂掛け。總角付るは神代よりの事と見ゆ。六月晦大祓祝詞に。比禮挂作男。手繦挂作男と云。即此也。古時比禮と云しを。後保呂と云。其語轉せし也。春風が奏せし所に據るに其代には。此の物介冑を助て。身を保つへき物と見ゆ。軍裝とのみも云へからず。只其制の如き今は知らるへきに非す。古き繪共に保呂掛し物を畫きしを見るに。近き世の制と大に異也。古は是を著くへき樣も。兵家の傳る所の故實ある事なりき。建仁三年十月鎌倉殿御元服の後。始て甲冑を着給ふ日。小山。足立等が甲冑母廬を着する次第の故實を。さづけ奉るなと見えしこれなり。近代迄も。世にむかし保呂などいふ物の名に聞えき。過にし比。在洛の日。大塔宮の御保呂絹の樣也。と云物を求得たりき。正しき證はなけれと。古代の物とは見えたり。今樣は帛のたけも長く。其幅の數も多くなりしほとに。保呂籠といふ物に引おほひて。前にはだしといふ物立て。串をもて鎧の後にさす事になりけり。かゝる制。元弘建武の比よりや始りぬ

らん(長尾彈正か金紗のほろ。長山遠江守薄紅のほろ。いつれも十幅一丈ありしよし。異本太平記には見えたり。幅多く。たけ長からんには。古の制には異なるものなるべし)。近き比まて。東國の方にては。多くは古の制を用ひて。今様の物をは。挑燈保呂抔いひしよし。古き人はかたりき。昔よりきぬは素をも。色あるをも用ひ。或は己が名をもかく。或は家の紋をもつく。又神佛の名。經。陀羅尼などかきしも。又袈裟かけて。保呂とせし事も在る也。古の兵は。最後と思ふ軍には。必す母衣をもかけ。又母衣掛ノ人の首をは。其保呂きぬ添て。大將軍へ進らする事にぞ在ける。されば名字を記すべき事定れる式にや。今も保呂絹に。名字かゝむ事。其人の高き卑が品に依て。心得ある事也とも云也。又近代より羽織と云物をもて。軍装とする事有けり。古には斯る物有とも聞えず。されど古に羽を續て衣とすと云しは。此ものゝ類也。さてこそかくは名付たらめと云人あり。近代迄ありつる昔保呂と云ける物。此物に似たる所もあれば。かの羽を續ぐと云しも。羽を織といはんも。其義の相違からねば。其名をかく名付たりけんもしられず」とあり。又軍用記に。保呂衣作る事。長さ五尺八寸五幅にぬふなり。但三はゞ或は二はゞ半にも其人の人躰により幅数をする。本式は五はゞ也。ひだをとる事。兩方に十重。一方に五重とれば兩方十重也。其ひだのごとく糸にて打たる緒にて。上下三寸計間を置て。ちどりがけに糸にて縫付け。兩方共とめ組也。糸の色はのぞみ次第。但紫は斟酌すべし。ちどりがけのうへの糸より。一尺二寸殘すきぬのはづれを一寸二分ほどはづす也。其内に紋を付べし。下にも紋を付る事も心次第也。ちどりがけに通したる間に。兩方ともにうち緒を一筋つゝ通へし。兩方にふさを付兩方にてむすぶ。緒はすゞし本式なり。おり色ありたるなるべし。但器しては布也。唐物は(からのおり物)御免にて用る(貞丈按するに。唐物とは紋紗など

此處クワガタニテサヽエル

此處ホロノ中通リ也右ノ手ニ矢ヲ一筋モチテ向ヘオシ出ス

の類ひをいふ也。うすき物なり。あつきものはもちゆべからず。保呂幷あげまきの事。あけほのにすゞしの糸を。御鎧の上に引かけて召されけるより(いかなるひとのめされしにや。もし應神天皇歟。詳かならず)始れり。而應神天皇の御子仁德天皇の御時二色の作り樣を改られたりける。一樣ありて本とする。此保呂は胎内の子のつゝまれし胞衣なり。比丘僧の袈裟あげまきも是なり。天魔下道の障難をふせぐ。其表躰也。生する時にも是を生衣の始とす。死する時も。是を死衣の終として着する故に。人の死滅に限りて必袈裟をかくる也。保呂衣をかくるもあげまきも此心也。保呂を作り立て。必智僧に加持せさせ奉りて着すへきなり。袈裟保呂衣等これみな荒神(貞丈曰此事用ふべからず)の變作也。秘すべし〳〵。右保衣の記終右口傳。左にしるす。ほろをは懸るといふ也。負ふとは云はざる也。近代ほろ懸る事をほろをすゝむると云人あり。いにしへなき詞也。ほろ懸やうの事。ほろをわだがみのうしろにあてゝ緒の兩方をわだがみの外よりかけて。内より上へ引出して。一からみむすひて其餘りをゑりのうしろにて。片わなにゆひ。三つ折のごとく組みおくべし。またすその方の緒はうしろより腰を引廻はし前へとり。かたわなにむすひ三つ折のごとく組ておしかひ置べし。又すそをはこ〳〵にゆひ付ずしてたゞその儘たれさげひらめかしても置く也。此の時はすその緒をは。ほろのきわにかたわなにむすひさけをくべし。左右ともに同し。右にしるす所のほろは。傳來したる古代のほろなり。外にも古代のほろの圖をみるに少しばかりの違はあれとも。右にしるすおもむきに大かた似たり。【近代のほろ】は其躰いろ〳〵さま〳〵異形のものありて。緒を所々に多く付て其緒にも色々むづかしき名を付たり。緒を所々に多く付たるは。籠を包む故なり。古代のほろは籠を包む事なし。保呂を作るには吉日吉時吉方にむかひ柳の木の尺にてさし。柳のかき板にて裁べし。裁時ものたつ刀を前へ引べからず。向ふへおしやりて裁べし。吉方は開神の方也。其日の支より三ツめの方なり。たとへば子の日ならば子丑寅と三つ數へて。寅を吉方とする也。さりながらもし北の方に當る事あらば。北をばいむべし。其時は玉女の一方に向ふべし。玉女の方は其日の支より九つめ也。吉時は子の時より巳の時迄。陽分の時を用ふべし。保呂をかくる時は。北斗(破軍星)の星をうしろに當て。又は東に向て八幡宮を禮拜し。所念してかくべし。保呂をは一段二段といふなり。」保侶考といふ條に軍器考と同說をのべて。次に古代保侶を用ひし事は矢をふせぐへきか爲なるべし。布をさほにかけたれ下けて。布のひらめく所へ矢を射かけて見るべし。布やわらかなる故矢のするどなる勢ぬけて透ることなき物也。是を以て保侶の矢をふせぎて。甲冑の助となるべき事をおもひ見るべし。其矢をふせぐへき樣を考るに。ほろのうへの緒は鎧にゆひ付。下の緒は腰に結び置たるを。矢をふせぐへき時に至ては。腰に結ひたる緒をときて。ほろをうしろよりかぶとの上に越して。前へかふりて下の緒を鎧にゆひ付て進みゆかば。矢はよろひに當る事あるへからず。冑の鍬形高角などの類は皆此ほろをかぶる時に。ほろをさゝげをくべきか爲也。くわがたたかづのなどを打たるものなるべし。是城攻のとき城中より雨のふるごとく矢を射出して。城ぎわへたやすく寄する事叶はざる時。右のごとくほろをかぶり矢をしのぎて。城際へ押寄するなるべし。ほろは軍中の災難をはらふ爲に懸るといひ傳ふるも。矢をふせぐ故の事なるべし。近代のごとくほろに籠を包て負ひ。たゞさし物にしたる計にては邪魔になりて。災難をまねく道具也。【保呂の懸樣】古今相違あり。近代は保呂かご。ほろばね。ほろ串等と云ものを作りて。それをほろにて包て負ふ也。如此にてはほろをかくるとはいひがたし。ほろを負ふといふへきかごとし。古代のほろは籠をも何をも包む事なし。又古代の繪師のゑかきたる繪を見ても知るべし。古き繪を見るに。ほろの緒を上下ともによろひにむすび付たるが。左右の端は緒にてゆひ付たる躰もなく。くちあきて中ほどは風ふくみふくらみたる躰に畫たるもあり。又下の緒をは腰にゆひ付ずして。旗のごとく。風に吹なびかれたる躰に繪がきしもあり。又義經記。衣川合戰の條に。武藏はかれに打あひ。これに打あひするほどに。のどぶえを打さかれ。血出る事はかぎりなし。よのつねの人などは血ゑひなどするぞかし。辨慶は血出ればいとゝ血そばへして人を人と思はず。前へながるゝ血は鎧のはたらくにしたがひて。あやちになりて流ける程に。敵申けるは。爰なる法師はあまりものくるわしさに。前にほろをかけたるぞと申けるとあり。前へ血のはしり流るゝを見て。前にほろかけたるぞといひしは。血のなかれ下りたるをほろを垂たる如く。血のあやちになりてはしり出るをは。ほろのひらめくに見まがへたる心を書たる文也。又太平記。新田謀反の條に。尾花か末をわくる風は。はたの手をひらめかし。ほろの手しつまる事ぞなきとあり。ほろの手といふも。はたの手といふに同しく。すその方を云也。しつまる事ぞなきとは風にほろのすそを吹なびかして。しづかならぬをいふなり。これらの古書に見えたる趣をもつて。古代には。ほろに何をも包さる事。又かけ樣も違ひたるをしるべし。建仁三年九月九日。實朝公始て鎧着し給ふとき。小山左衛門尉朝政。足立左衛門尉遠元着甲冑母廬等を着する次第故

ホロ

ホロ

實を執權して。悉くさづけ奉る由。東鑑十八に見えたり。 母衣懸樣故實ある事をしるべし。 故實といふに至つては家々少しづゝ替めもあるべし。右保呂の躰上の方に。木竹の類ひを入て。兩端に緒を付て。冑の吹返の後へ緒付たる躰なり。かぶとの吹返のうしろの邊に環を打て緒をゆひ付るなるべし。 かの環ほろ付のくわんといふものなるべし。近代笠じるしの環をほろ付の環といふは。となへ違ひなるべし。又土佐光信(後花園院御代の人)かゑがきし一の谷合戰の繪にも。 冑のしころのうへに。ほろを引かけたる躰もあり。又しころの上にかけず。 しころの下よりかけたる躰もあり。何れもほろのすそをば腰にてゆひたる躰なり。ほろの上の方は。 木竹などを入ることく。一文字にはなくて。かぶとのこしを引廻したる躰にゑがきたり(古き繪は其時代見る躰をかき。又は古き繪本をもつて書たるものゆゑ。 證據にもちゆるなり)。大塔宮の像。古畫のうつしたるを見しに。近代のほろ串といふやうなる物に。ほろかけ給ひし躰をゑがきたり。其畫の筆者誰ともしれず。 ほろの串を用ひたる躰は。いぶかしき繪也。されともほろのすそは風に吹なびかされ。 ひらめきたる躰に繪がけり。鐙のかこの下方に穴あり。ほろ付の穴といにしへよりとなへ來れり。前に記すごとく。矢をふせがんとてほろをかぶりたる時。 ほろのすその緒を鐙のほろ付の穴にわなをこしらへ付置て。 ほろ緒をかのわなへとほしむすびをきたる歟。縨の字の事。前にもいふごとく。寫書韻書にも無之。推量を以て考るに。 縨の字は幌の字の書違なるべし幌の字は字韻書にもあり。幌は帷幔なりと字注あり。帷幔はまくの類也。前にもいふごとくほろは矢をふせく時かぶりて。前へたれて幕などの如くなる故。其義をとりて古人幌の字を用ひたりしを。文字にうとき人幌の字の巾編を覺え違て。糸編にして。縨と書しなるべし。ほろとは。何ゆゑに名付るぞと考るに。ほろと云はひれといふ詞の轉したるなり。轉ずるとは其詞のうつり替りたるをいふなり。ひとほは五音相通する也(ハヒフヘホの相通なり)。れとろも五音相通する也(ラリルレロの相通なり)。ひれとはひらめく也。魚のひれもひらめく故の名也。婦人の裝束にひれといふ物あり(領巾と云物也)。是もひらめくもの也。 ほろもひらめくものなる故。 ひれといふ詞を轉じて。ほろと名付たるなり。母衣の形近代は大に違ひ。且又ほろの用ひ方絶はて。今は知る人なし。 依之愚考記す事右の如し。古代のほろにも少しづゝのかはりめはあり。又懸樣も少しづゝはかはりめありしとみえたり。右愚按のおもむきを。介冑薄といへども助るに保侶を以てすと。小野春風か書し詞の意を探り。又古書に見たる保侶の懸樣等を考へ合せて。愚按をめぐらしてしろす物也。 近代のほろの如く籠なとを包みて。さし物にする斗にては。ほろといふものは無益の道具なるべし(母衣の作法。熊谷流。平山流。 蘇武流などゝいふ事を世にいひ習はせども。たしかなる證據もなく。いぶかしき事なれば。一向とるにたらず。また近世ひたゝれの様なる物を繪圖にして。是古代のほろきぬといふ物也と云説あり用るに足らず。出所も知れず證據もなき僞作物なり)。保呂のたゝみやう。竪に二ッに折又二ッ。又二ッ。以上八ッに折也。 横も右のごとく八ッに折也(是定法いふにはあらざる也大躰如此にして宜き也)。 是は五ばゞ五尺八寸の保侶の疊やう也。小き保侶も是を畧してよき程にたゝむべし。矢母衣と云物。上古書には見えず。中古以來の物歟。元長の隨兵日記に(此書文明十八年記に小笠原元長筆記也)云。矢ほろ色は紅。もゑぎ。同しろくも。又は朽葉色にもすべし。但うつたれに其家の紋をぬひものにて織付べし。同矢ぼろを懸て。羽の通に二ッ引雨をくろく折付べし。惣て矢ほろをかけるとは。異儀也云々。土佐光信かゑがきし一の谷合戰の繪。又は土佐某か(實名不詳)。描きし結城合戰の繪等に。 うつほに矢ほろ掛たる躰を描きたり。其矢ほろは孰れも紅にて。白く二ッ引兩をかきたり。又ゑびら負ひたる武者をも。書けるもの多けれとも。ゑびらに矢ほろ懸たるは一ッ見えず。我家に傳來の矢ほろの拵やう。左のごとし。【矢保呂】長さ四尺三寸三幅也。四尺三寸はかたばかりの定也。地はすゞし又は練貫。又絹にても縫べし。縫糸紅也。ふせ縫也。右矢ぼろをうつぼに掛る時は。靫に矢をさして後上より懸て。 靫の腰革の上にてすそのくゝりをしめて。左右の緒を前へ廻し後へとりて。もろわなむすびをくべし。扨上の方はねぢれざる様に見よく繕ろひて。細き黑革にてむぶすべし。矢ほろは。靫のかさりに懸る斗なり。外に利なし。 又矢ほろは箙にかけて矢數を人に見せまじきためなり。などゝいふせつあれども。箙に懸ると其證據無之。 又軍中數

ホロ

萬人の多勢入亂れたるをにて。箙に矢の有なし見わくる事あるべからず。况や矢かずの多少をかぞへて居るひまはあるべからず。いろ／＼異説多しまどふべからず（補小笠原民部少輔尙清聞書に曰。矢ほろの事。絹にても又は紗にてもすべし。廣さは一はたばり也。但矢の數によるへし長さは矢柄にあてかひて引入て。沓卷の方へなるところにくゝりを入るたり。矢筈の方のうつたれ一尺二寸計。矢はずの方をば黒皮ごめんを重れて結へきなり。（たは糸にても結ひてもしきる也）。按するに。高忠聞書曰。うつぼの根本は。かまどばかりをうつぼとて付たるなり。それよりまへはなかりし也。たゞ箙しこなどおひたるかごとし。さるによりて矢だれ盡たるをやがて人見る間。なに矢をさしたるをも人にしらせず。矢を射盡したるをもしらせじがために。むかしの人の故實にて當代うつぼのごとくつくりなして。いろ／＼の革をかけ來る也。それよりうつほには何革をかくべきとも定まらざるなり云々。この說のごとくならばうつほに古代かまと計なりしを。矢の有無をかくさんか爲に。矢ぼろをかけしが雨雪などにぬれてよろしからぬ故に。矢ほろの代に皮をかけはじめしなるべし。また母衣袋の軍器考に云。母衣袋といふ物は。昔よりありて。よのつれには。きぬを此物に納てけり。此物昔は錦繡をもて作れりといふ。太平記の中に。那須五郎が老母。彼曩祖余一資高か（余一か名。或は宗高とも。資高ともしるせる所同じからず。其しるせし物のまゝにしるしぬ。但し其系圖には。資高とこそ見えたれ）。屋島の戰に。扇射て名を揚けたりし時に。かけたる薄紅の母衣を錦の袋にて。賜りしと見えしは。此物にてある也。今の制は文ある織物をもて作て。裏をうつ。長さ廣さ家々に傳ふる所の故實あるめり。されど。今の保呂。古の物にくらければ。その制。以のほかに大きくなりぬれば。その袋も。またしか心あるべき」とあり。また軍用記に保侶袋は。にしき其外織物にて縫ふべし。裏はすゞしにても練にても用ふべし。色は表の地色に隨ふべし。別の色も苦しからず。大さは保呂の大小に隨ふべし。五幅五尺八寸の保呂を疊みたる大さ大方竪三寸餘横七寸餘程なるべし。袋はその寸よりゆるやかにして。竪一尺二寸横四寸にぬふべし。兩方の口をほころばすべし。兩方に緒を付る長二尺つゝ。色は何をも用ふべし。紫色は平人は斟酌すべし。將軍御用の色なり」と見ゆ。其他貞丈雜記。四季艸。倭漢三才圖會等にも此事見えたれど。以上二書を以て充分盡しあれば。別段記せさるなり。

古來母衣武者は侍大將以上の人の着けたる者にて。名譽の標なり。徳川氏の後まで。幕府の使番は其の組に依りて母衣の色を分ち。之を負ひたり。其圖青標紙に見えたり。諸藩にても上士に非れは母衣は用ひさりしなり。

此図一ノ谷合戦ノ繪ニ見エタリ土佐光信ノ古画ナリ

ホロミソ 法論味噌。（ミソを見よ）

マ之部

マ 間。俗に家の内の割られたる其の一割を云ふ。澤田名垂の家屋雜考に。それを一ト間といふにさま／＼あり。古代多くは柱と柱の間をさして間といひ。後世は柱にかゝはらず一區の所をさして。御座の間。御次の間二タ間といへり。又幾ケンと唱へて町間の間數をいふ事あり。たとへば七間間などいふ事となれり。四面の寢殿。十二間の廐などいへば。町間の間數にて極めてまぎらはし。故に東鑑の頃より柱と柱との間の事をば幾箇間と。箇の字を加へて書き分けたる事あり。然れども母屋廂の廻りならでは一間ごとに柱ある物にもあられば。常の有無にかゝわらず。坪割にして一坪の所を間とかける事どもあり。故に五間四面の母屋の内へ。七間を補理ふなどいふ類も常の事なり。さてまた室町時代の記錄どもに。三間

の御座敷四間の御座敷など書きたる事ども多し。是等も三坪の補理四坪の補理と云事にて。今ならば三間は二間に九尺にて六疊敷の座敷。四間は二間四方にて八疊敷の座敷といふほどの事なり。然れども前にいへる如く。そのかみは總板敷にて。疊あれども敷詰にあらざれば。幾疊敷とは云ふべくもあらず。故に右の如く間とのみ唱へたるなり。然に今時の人は。舊き記錄どもに九間の御座敷。十間の御座敷など記せるを見て。後世の書院造りの如く。九間は上の間より第九に當る間。十間は第十に當る間と心得るゆゑ。動もすれば其間數の多きをうたがふ事あり。よく／＼心得置きて見分くべきなり。但そのかみとても一仕切の內をさして一間といふ事も絕えてなき事にはあらず。譬へば鎌倉年中行事に新造御所の事をしるして。勝光院殿樣御代には七十間あり。長春院殿樣御代には二十間になされ坪を廣げらる。二十間は臨時の御座なりなどあるは。御所の總坪數をいふにはあらず。先々御代には大小名總出仕の時。御主殿幷に御會所等の內を。補理にわけて詰所とせられし場所／＼すべて七十仕切ありしが。先御代にはそれを二十間に合せて。仕切の內の坪數を增れしといふ事なり。二十間は臨時の御座なりとは。右の二十間とても常々わけおかるゝにはあらず。時に臨みて補理さるゝ御座敷なりといふ事なり云々。間に上段之間。中段之間。下段之間等あり。大抵寢殿造の母屋は一段高くして長押あり。其外は廂にて卑く。其外は簀子にてまた一段高し。書院造の家は母屋と廣緣との間まづは高卑なし。故に上段中段下段などいふを設けて尊卑を分けたる事となれり。平相國の時妓王妓女寵衰へて。長押の外の一段下りたる所にのみ侍らしめ給ふなど云ふこともみえたりといへり。又鎌倉御殿繪圖。京都將軍御館繪圖等に鎗之間なるものあり。警衛の爲めに數鎗など設け置きし所なるべし。後世弓の間。鐵砲の間長柄の間なども設けらるゝに至れり。廣間の名は古くは聞き及ばず。寢殿造の家屋には正面に階あり。階を昇りて廣廂に入る事にて。別に入口とてはなきを。玄關とて別に入口を設くる事となりて以來。玄關の內を廣めてそこを廣間とよぶ事となれり。廣廂より轉じたる名なるべし。遠侍の武士などを此處に移し。武器兵具を飾りて警衛に備ふる事になしたり。繪の間は壁或は木戶障子に繪を畫かせて一間の名となし。焚火之間は貴人の座近く設く。圍爐裏の間。長圍爐裏などいふは炎燒を爲す場所なり。雷之間は二重天井などにして。甚雷變を避くる事あり。後世のものにて古くは聞及ばず。地震之間。鎌倉及京都將軍家御所繪圖などに見ゆれど。其造りかたを詳にせずとあり。近世は襖の繪。欄間の圖等に因みて竹の間とか松の間とかのやうに區別するが多し。柳營の間取は「り」の部にあり。

マイダ　蒔田は。稻種を蒔きつくる田をいふ。極めて地味のあしき所なり。これをマイダといふは。マキタの音便なり。御田制の條にいへり。

マウア井ム　盲啞院。明治四年九月工學寮頭山尾庸三政府へ建白書を出だし。從來我邦に盲啞教導の途なく。之をして自ら存する能はず。饑寒に陷らしむるを以て皇國の缺典となし。宜く西洋各國の式に傚ひ。盲啞の二學校を創建すべき旨を論ず。後ち同十一年京都府盲啞院の設立あり。是れを本邦盲啞院の創始となす。同院は古川太四郞王政維新の際國禁に觸るゝ所あり。入監中種々の考案をなし。出監後實施して社會を益したる者の一にして。同氏監禁中日々窓下に兩啞兒來り遊べるを。衆兒之を圍み嘲弄罵詈を極め。之を打擲して號泣するを快とするを見て。放免の身とならば此不具者を教へ。常人の嘲弄を免れしめんものとて工夫を凝らし。出獄の後第一着に啞兒の教育を試み。成績豫想外に見るべきものあるを認め。有志に謀り贊助を得て。今日の訓盲院を見るに至り。屢々海外博覽會に教授用具生徒製品を出陳して各國の激賞を博し。毎に金牌を受たり。先是東京にては。明治八年五月廿二日。古川正雄。津田仙。中村正直。岸田吟香及獨逸亞米利加ルセラン教會宣教師ボルシャルド五名。築地南小田原町英國醫師ホウルドの宅に於て訓盲の事を議し。樂善會を組織す。是今日の東京盲啞學校の起原也。九年二月二十七日訓盲院設立書を東京府權知事楠本正隆に出し。三月十五日許可を得。同二十六日工部大輔從四位山尾庸三入會し。具に從前の事情を聞き。大に動議して曰。盲啞の教育に就き外國人に依賴し一宗教の力に藉るは甚非なり。專ら邦人有志者に謀り。宗旨の如き內外異同を論せず。廣く盲啞の爲に力を盡すへき會友を募んと。一同之を贊成す。十月二十二日訓盲院設立の事宸聽に達し。內庫金三千圓下賜。十年一月會友一同山尾庸三。前島密を推して會幹とす。十二年右大臣岩倉具視。太政大臣三條實美訓盲の舉を嘉し。三百圓寄附。築地三丁目海軍省用地の內に新築工事を起す。十二年七月教監を大內青巒に囑託す。十二月本院建築落成す總て九十三坪餘。二階建煉瓦造にして室內總漆喰塗也。工費總額八千八百三十一圓二十錢四厘なり。此の如く工費の低廉なりしは。人夫川村等寄附多きによれり。十三年一月初て訓盲院の事務を開き。二月初て盲生二名入學。是より先き浦田長民東京府に請ひ。府下盲啞子弟取調に從事して入學を勸むれ共應する者なし。是に於て山尾庸三廳布區長に謀て此兩名を得。往復車賃を給し通學せしむ。六月啞生の通學を許す。十五年四月

初て生徒の寄宿を許す。十六年十二月二十二日大內靑巒院長を辭し。高津柏樹に院長を心得しむ。十七年五月二十六日訓盲啞院と改稱す。十八年九月總會を開き。現況に於ては永續の望あるも盛大を期し難を以て。建物器具及資金一切を文部省に納れ同省の直轄を請願し。十一月許可。文部權少書記官平山太郎院長兼務を命せらる。十九年一月文部一等屬大窪實。訓盲啞院主幹兼務を命せられ。平山太郎の院長兼務を解る。十月初て授業料を徵收す。十二月主幹大窪實他に轉任。理科大學教授兼教頭矢田部良吉に後任兼務囑託せらる。二十年十月東京盲啞學校と改稱せられ。主幹矢田部良吉校長兼任を命せらる。二十三年六月校長矢田部良吉職を辭し。文部編輯局長伊澤修二後任兼務。七月築地より小石川指ヶ谷町新築寄宿舍に移轉す。九月伊澤修二兼務を辭し。文部省普通學務局長服部一三校長事務取扱を命せらる。同教諭石川倉次。遠山邦太郎。及盲生伊藤文吉。室井孫四郞等。佛國巴里訓盲院卒業生ルーイ•ブレーュ點字を本邦假名に適用する案に就き選定會を開き。石川倉次の案を採用し。後ち文部省石川倉次に賞金二十五圓交附。十月十一日教諭小西信八校長心得命せられ。服部一三の事務取扱を解かる。二十四年五月佛國巴里府萬國博覽會より金牌を贈らる。同月本校落成。十一月七日開校式を擧げ。皇后陛下行啓金三百圓下賜。二十六年九月官制改革教諭兼校長小西信八校長に任せらる。二十九年十二月訓導兼校長小西信八。盲啞教育並に白痴孤兒及貧兒の教育法硏究の爲め。滿一ヶ年半米。英。佛。獨の四國へ留學を命せらる。三十年九月始めて臺灣盲生三名入學。寄宿を許す。卅一年九月小西信八歐洲より歸朝。校長專任を命ぜらる。同年訓導石川倉次案出の點字拗音符を採用す。二十一年以來屢々內外の博覽會に生徒の製作品を出品し。二十三年に至る間卒業證書授與式を擧ること十二回。卒業生を出すこと盲九十五名。此內盲生は(尋常科)四拾名。(技藝科)彈琴八名。鍼按三十九名。按摩五名。ヴアイオリン三名。啞生は(尋常科)四拾四名。(技藝科)圖畵卅二名。彫刻五名。指物七名。裁縫十四名。盲生卒業後狀況(三十三年末調)は鍼按營業拾七名。病院按摩六名。本校助手五名。鍼治專修五名。訓盲五名。琴師匠四名。彈琴專修二名。病死拾四名。啞生卒業後狀況は家事手傳八名。裁縫溫習。農業。圖畵溫習。各四名。風琴製造三名。本校助手。仕立職。彫刻專修各二名。教員。差配入。指物師。印刻師。尺師。蒔繪師。寫眞修整。陶畵師。染物修業。足袋職。靴工。以上は各壹名。尋常科專修貳名。病氣壹名。死亡四名。不詳弍名。目下の同校規則に據れば。教科は尋常科。技藝科の二とし。盲生の尋常科は。國語。算術。講談及體操。技藝科は。音樂。鍼治及按摩。啞生の尋常科は。讀方。習字。作文。算術。筆談及體操。技藝科は。圖畵。彫刻。指物及裁縫とす。授業時間は。尋常科專修生は一日五時。鍼治。按摩專修生は一日三時。其他は都て六時とす。修業年限は。按摩を專修する者は三年。其他は凡そ五年とす。倘左に明治十三年の開校より今日に至るまでの同校每年末の生徒員數表を揭ぐ。依て以て我邦盲啞教育の發達の順序を見るを得べし

每年末生徒數

調査年	盲生 男	盲生 女	盲生 合計	啞生 男	啞生 女	啞生 合計	總計
明治十三年	七	一	八	四	一	五	一三
十四年	二	二	四	八	一	九	二三
十五年	一三	四	一七	八	三	一一	二八
十六年	一四	四	一八	一〇	五	一五	三三
十七年	一三	五	一八	一四	五	一九	三七
十八年	一一	四	一五	一五	六	二一	三六
十九年	一〇	二	一二	一七	六	二三	三五
二十年	一三	一	一四	二一	一四	三五	四九
廿一年	一九	二	二一	二七	一三	四〇	六一
廿二年	二二	七	二九	三一	一三	四四	七三
廿三年	一八	五	二三	三三	一五	四八	七一
廿四年	二〇	四	二四	三〇	一八	四八	七二
廿五年	二六	六	三二	三六	二四	六〇	九二
廿六年	四〇	六	四六	四三	二二	六五	一一一
廿七年	三四	五	三九	三九	二三	六二	一〇一
廿八年	三七	六	四三	三五	二九	六四	一〇二
廿九年	三九	四	四三	四四	三七	八一	一二四
三十年	五三	八	六一	六〇	四三	一〇三	一六四
卅一年	六〇	九	六九	八〇	五九	一三九	二〇八
卅二年	五三	九	六二	九九	五七	一四八	二一〇
卅三年	五〇	八	五八	一〇二	六五	一六七	二二五

倘本邦各盲啞學校一覽表を左に載す。

內國盲啞學校　(明治卅三年末)

開校の順	校名	所屬	開校ノ年
一	京都市盲啞院	市	明治一一
二	東京盲啞學校	官	一三
三	高田訓盲學校	私	明治二三
四	横濱基教訓盲院	私	二五

五	岐阜聖公會訓盲院	私	明治二七
六	北盲學校(札幌)	私	二七
七	函館訓盲院	私	二八
八	福島訓盲學校	私	三一
九	東海訓盲院(掛川)	私	三一
一〇	長崎盲啞學校	私	明治三一
一一	豐橋盲啞學校	私	三三
一二	大阪盲啞學校	私	三三
一三	長野盲人學校	私	三三
一四	佐土原學校(鹿兒島縣)	私	三三

猶マウジムの部參看すべし。

マウシジヤウ　申狀。(ソシヤウを見よ)

マウジム　盲人　昔時盲人に檢校。勾當。座頭等の稱あり。蒹葭堂雜錄に「盲人に檢校といふ官名は。本よりなき事なり。檢校勾當など稱するやうに成たるは。世下りての義にして甚謂なき事なり。僭上と云べし。」和漢三才圖繪に云。按。盲有二數品一。通稱二盲目一(訓二女久良一)。自レ幼就二醫師一。習二歌曲管絃一。皆剃髮總名二座頭坊一。每列二宴席一爲レ業。京師有二總檢校一。定二諸國座頭官一。有二二派一。爲二城方(ジヤウ)都方(イチ)一。其初官曰二衆分一。因改レ名。號二何都一。號二城何一。尋至二勾當一。以二檢校一爲二極官一。各衣裳袴有二品等一。蓋勾當凡相二當法橋一。法眼位一。檢校准二法印一。許二紫衣一。以レ陳二貴客之傍一然焉。特彼等品級威儀甚嚴重也」とあり。盲人の按摩を業とするをはアの部に記し。琵琶を彈ずる事はビハハウシの部に記す。參看すべし。

【盲人位階級】盲人の位は仁和二年云々本朝座頭の官位此御宇より始る。主上行幸の時。盲目大勢連列而途に迷ふを叡覽あり。洛陽の左牝牛と云市中に店家を建させ。孤獨の盲目を養ひ住せらる。且官位の次第を立られ。末世迄瞽者の格位となる。此深憐によつて帝崩御の後。君の喪忌を奉レ弔とて諸國より盲目登り集て。然供を兼て。七月二十日を每歲群集而。一七日の追福を爲す。俗に是を涼みと云。其官位後世久我家より與へらるゝも。此帝の皇統の華族たる所以なり。其官位とは三十二相の半を用ろの意而。十六階に立らる。故に四々と次第して。其涼に四度上洛する者を四分と號し。八度を四度と名付。十二度を早勾當とし。十六度を檢校と稱し。極官とす。」又鹽尻に云。「凡盲者の官と云者皆私官也。其次第多し畧して爰に記す。」初心(是則檢校勾當或は衆分にても師を定め。名を付てよりの號也。袴計)。打懸(羊。丸。花泉。裝束布。直垂。赤色の緇纈數七ッ)。衆分。再職(是より座頭と云。上衆引一度。二度。三度。中﨟引同上。晴同上。裝束。長絹。緇纈。色紫數九ッ。同二ッ。袴)。四度座頭(上衆引。中﨟引。晴。是より苗氏を名のる)。花泉勾當(裝束同上。組緇纈二ッ)。勾當(百引。賄物。晴。懸司の上衆引。中﨟引。晴)。立寄同上。名物同上。黑色素絹但式正の晴有日は色衣を着)。四度勾當。檢校(惣晴れ頭式正と。略と色衣を着す)。職(總檢校と號す。一﨟の稱也。紫衣着之。惣して一ラウより十﨟に至るまで。令二在京一云々。亦檢校と成日。久我家へ行て禮有之云々)。江戶惣檢校。着二緋衣一竝紋白之袈裟一とあり」。二水記云。永正十四年五月七日。向二子庭田亭一朝飯後萬松軒入御。稱二建業一。語二平家一。無双之音聲也云々。按るに。建業といふ文字は。先生あるひは師匠といふが如し。其業の成就したるをいふ家言なり。何の頃よりか僭して檢校と書しにやと。考ふるに康富記文安元年四月六日の條に珍一檢校とあり。然れども室町殿の頃より盲人を愛せられて。明石建業覺一導出頭すと古記に見えたり。されば室町家より盲人も出頭のをありて。遂には室町家の中葉より。檢校と書ことには成しなるべし。次て勾當などの稱も起りたるならん。一の字をつくることは俗家に通字を名つくる如く。上々にては室町代々義の字を用ひられしに同し。城の字を通字につけしは八坂方といふ。今は唯一の字をのみと衆人思り。一に段々の階級ありて。市都の次第あり。是は盲人に一をつくる事は定例と心得しよりの義なり。一と音に呼べきを。市都の二字は訓讀なり。剩岩市秀都などゝ訓のみして。舞妓歌妓のごときの名と一般にはなりぬ。笑ふべし。一と僧名のごとく音にて稱すべき事。彼家の本義なり。盲人に五流あるよし聞り。一方三流(志道派。戶島派。妙正派)。城方二流(大山派。妙文派)。城方と書てやさか方と稱呼するをは。城一建業の末派城元。八坂鄕に住し。末の輩も城の字を通字にせし故に斯は稱り。今も間々城の字を付る盲人あり。是市都の例にはかゝはらす。檢校といふ事は。推古紀云。自今以後任二僧正僧都一。應レ檢二校僧尼一。とあれは僧分の官也。僧正僧都たる人。普く僧尼の進退を司る趣なれば。兼官といふべきか。禁秘抄云。掌侍六人。正四人。權二人。權自二上古一有レ之。此四人內第一曰二勾當內侍一。今長橋局是なりと有職原大全云。內侍則指二掌侍一也。此內以二一內侍一爲二勾當一云々。と有るを見べし。勾當の盲人も檢校にひとしく。衣を着する由緣不審なり。」又欒苑日涉に。檢校之名未レ詳レ所レ始。中原康富記。作二建業一。鹿苑院相國時有二明石建業覺一一。堯山堂外記曰。杭州男女瞽者多學二琵琶一。唱二古小說平話一以覓二衣食一。謂二之陶眞一。大抵說二宋時事一。蓋汴京遺俗也。瞿佑過二汴梁一詩曰。「街頭盲女無二愁恨一。能撥二琵琶一說二趙家一」(毛奇齡曼殊別誌書鐔曰。呼二盲女街前一。琵琶聽二數曲一。註。吳鍁詩云。淥水春來醼。金槽夜自彈。市樓盲女在。莫レ作二段師看一)。按建業(即健康)。古楊州之地。東鄰二汴梁一。其風俗或相似。疑是建業人所二來傳一。故呼爲二建業一耶。大永享祿已還

マウシ

僣ニ擬僧官一作ニ檢校一。以ニ國音相似一也。遂呼ニ其屬一爲ニ勾當一（檢校勾當並僧官名。見ニ職原鈔一）。以ニ檢校任久者十人一爲ニ十老一。職即其第一老也。次曰ニ勾當一。曰レ都。無ニ稱呼一者爲ニ土官一。其法頗嚴。然檢校勾當之川。皆其所ニ私設一。故納レ貲多者。一日之間土官可ニ以爲ニ檢校一。唯十老則以ニ任之先後一爲レ次」と見ゆ。柳庵隨筆云。當道大記錄に。當道の官途四階十六官。七十三の小刻と云とあり。四階とは檢校。別當。勾當。座頭なり。十六官とは座頭に一度。二度。三度。四度。勾當に過錢。送物。掛司。立寄。召物。始の大座。後の大座。檻別當。正別當。總別當。檻檢校。正檢校。總檢校を云。七十三の小刻とは。牛打掛（裝束綿布色淺黃或萌黃。城某又は某一と名乘）。官金四兩。丸打掛同三兩二分。過錢打掛（袴の紐白練を用ふ）。同二分。彩色衆分（白平絹無紋の長絹を着。城某座頭または某一座頭と云ふ）。同四兩。壹度の上衆引（萩と云）。同四兩。同中老引同四兩。同晴同卄兩。二度の上衆引同六兩。同中老引（九度大座と云）。同六兩。同晴同三拾兩。三度の上衆引同四兩。同中老引同四兩。同晴同卄兩。四度の上衆引（白綾絹を着す。某座頭と云在名也）。同二十二兩。同送物引同六兩。同大座引同三兩。同中老引同六兩。同晴同二十五兩。過錢勾當（一度猶長絹を着す）。同三兩。同上衆引同十七兩。同晴同十兩。送物の百引（二度黑素絹白袴）。同十兩。同上衆引同六兩。同晴同四兩。掛司の三老引（二度）。同一分。同五老引同一分。同十老引同二分。同上衆引同六兩。晴同五兩。立寄の五十引（四度）。同五兩。同上衆引同五兩。同晴同五兩。召物の三老引（五度）。同一分。同五老引同一分。同十老引同二分。同上衆引同四兩。同中老引同五兩。同晴同二十五兩。初大座の三老引（六度）同二分。同五老引同二分。同十老引同一兩。同上衆引同八兩。同中老引同十兩。同晴同四十兩。後大座の三老引（七度）。同二分。同五老引同二分。同十老引同一兩。同上衆引同八兩。同中老引同十兩。同晴同四十兩。檻勾當上衆引（八度）。同十兩。同中老引同十兩。同晴同三十兩。檻別當上衆引同十兩。同中老引同十兩。同晴同三十兩。正別當上衆引官金十兩。同中老引同十兩。同晴同三十兩。總別當（燕尾紫衣を着袴禁色）。同二十兩。同上衆引同十兩。同中老引同十兩。同晴同三十兩。檻檢校（紫素絹白長袴淺黃小柳奴袴）。同四十五兩。同上衆引同十兩。同中老引同十兩。同晴同三十兩。牛打掛前より是に至迄金七百十九兩なり。以上六十七刻なり。此後正檢校五刻。六老。五老。四老。三老。二老なり。一老を職總檢校と云。都合七十三刻終る。衆分と云は彩色より三度の晴までを云。在名と云は四度上衆引より同晴までを云。勾當と云は過錢より八度の晴までを云。檢校と云は檻別當より二老までを云。」嬉遊笑覽云。座當名字の最初は。後宇多院御宇。城一檢校在名筑紫方。是は菊地某庶流にて。其頃筑紫に住居たるが故に號す。城一の弟子在名八坂なり。伏見院御宇。久我殿の御舍弟にて。八坂塔の邊に住居たるにより八坂と號す。一方の初は如一檢校。是は城一弟子在名坂東。其頃坂東に住居たる故坂東と號す。一方中興は覺一惣檢校。是は如一が弟子在名明石。其頃足利家の庶流にて播磨。明石に住居たる故なり。是職役總檢校の始なり云々。檢校へ紫衣を勅許の宣旨蒙りしは。百三代後花園院御宇竹永總檢校なり。平家琵琶の最初は生佛檢校なり。是は四條院御宇攝政道家公御孫なりと云り。當道要集云。四條院御時生佛とて僧あり。比叡山檢校なりしが俄に盲人と也。山王の示現に依て平家物語を語る云々。城一檢校在名筑紫。城一弟子二人有。一人は如一檢校とて一方の最初在名坂東。一人は城玄檢校とて在名八坂。八坂方の最初。此時一方八坂方兩派に分る。今の綱引（正月九日）。漕入の儀式是より始る。又は石塔とて毎年二月十六日當道出仕かの尊の祭儀をなす。一萬卷の心經を讀。國土安穩を祈り。卷數禮物相添久我殿へ納む云々。二月十六日石塔とて都鄙の檢校勾當末々の座頭迄出仕。綱引とて職祝儀の平家を語り始。其後頭人延喜聖代を語る。六派より五旬の平家を勤。同十七日未明東河原に出仕。諸道石塔を積。是は天夜尊の御吊と號す。三月二十四日に御經流しとて。法華經を書寫し。兩職事檢使にて加茂川へ流す事。是は安德天皇の御吊と號す。趣意は平家を語るを以て。當座の家業とすればなり。六月十九日涼之塔出仕石塔におなじ。今は石塔に河原には出ず。佛光寺高倉に淸壽庵といふを設て。そこに天夜尊其外あまた檢校の位牌あり。爰に詣づるなり。久我殿より警固の人來る。又右等の會集に一老は出ず。二老より出席あり。座次は三升の紋のやうに居る。衆分は中座なり。是世諺にいはゆる座頭の中ざしき也とぞ。石塔のこと雍州府志陵墓門に見えたり。淸壽庵を淸聚庵とあり。望一后千句「涼みによりてひくびはの音。大瓶をくみ始めぬる職の前。」これ六月の集會をいふなり。今も大瓶に酒を盛て出すとなり。天野氏の鹽尻に。昔朝家盲人を憐み玉ひ。上加茂封境の内に田疇を置て。歸する處なき盲人を扶持し玉ひ。又日向國に官稻有て。衆盲の食に充給ひしと云々。是又療病院の類なるべし。中世大地の寺に敬田。施藥。療病。慈田の四つの院を建。貧窮及び重病のものは此内に養ひ。其勇壯になりし者には業を授け生を遂しむ。凡此四院の內。敬田院のみ僧侶の舍にして。殘る三院は多くは惡疾穢火の者聚り。或は一旦食せし者もあれば。夫より準じて。彼三院より出たるもの、末は乞食の部類と呼なり云々。昔天

マウシ

マウシ

王寺の四院は、攝河兩州の内に宮稱三千束を毀用に賜りしこと。古記に見え侍る。然れ共生佛已來如一覺一等が如きは又別にや。殊に覺一は明石檢校と稱し。尊氏將軍の族なりし。是より盲人世に威ありといふ。又城了が聞雨の歌「夜の雨の惡をうつにも暗ければ。心はもろき物にぞ有ける」。天聽に達し。夜雨と勅號を下されしとかや。後小松院勅賜なり。盲人の事かけろ物に。光孝天皇の皇子明なうしなひ給ひて。雨夜の御子と稱せしと云々。帝紀を考ふるに。光孝三十三子にして雨夜といふ皇子なし。おもふに雨夜の城了が事を傳へ誤れるにや。光孝帝を小松の帝と稱し。城了に號を下されしは後小松帝なり。故に事を誤り。誑を作り。かく云にや。例せば武書。黑谷上人九卷傳光孝帝の姬宮。玉判。加陵。風勞といふありし。是江口。神崎。室兵庫等。遊君の濫觴なり。或云。八人の皇女を七道に遣して。君の名をとめんと傳ふ。按ずるに光孝帝にかゝる御名の皇子ましまさず。さすれば當時天皇孤獨の窮民を愍み。所々に田を置て惠み給ひしを。後世誤りて皇子ぞ姬君ぞといひ傳へ侍るなるべし。蟬丸を延喜帝の皇子といひ。又乞食の祖といふもこのたぐひかといへり。城字都字のこと。庭訓往來抄。びは法師中頃は盲たる者入道して。黑色なる衣を着てびはを袋に入て廻なり云々。近代公家に或公達の盲目ありしを直垂をきせて。京中ばかりを經廻られしなり。余りに平家面白かりしに依て禁裏へ被召。琵琶を彈じ物語をせしなり。其恩賞に城といふ字を賜る。やさか方は上につく。いち方は下につくなり。何れも城字なりといへり。此を正否はしらず。城字を一とよみしこと。都の字川ろが如くなりしをあり。醒睡笑（推は遣ふたといふ咄しの内）。和泉の堺市の町に金城といふ平家の下手ありといふに。金城にキンイチとなを付たるは前説に合へり。市の繁昌は都城にあれば義を假りたるか心得がたし。五元集拾遺凡蟬丸より官をつぐ。座頭の都とはいかにと云はれて「三味線に引て殘りし四ツ緒の。一はめくらの名になりにけり」。然らば城とはいかにと云時「幸に成あがりたる土めくら。城といふ字のかきのぞきせよ」。古記錄には檢校を建業とも書たり。」また日次記事に、二月十六日石塔會。今日盲人檢校以下至衆分。各集清聚菴。爲光孝天皇之皇子雨夜御子。修石塔會宿忌。頭人檢校設經營。座上掲守瞽神畫像而衆盲拜之。其後酌大瓶酒。盲人六派之中撰四人。各使說平家。守瞽神日吉二十一社之中取十社祭之。俗說守瞽神稱宿神。此畫幅常安置總檢校之宅。其人死則此畫幅及萬事與次檢校。盲人依彈琵琶而尊崇妙音辨財天。凡平家物語作者異論多。相傳葉室時長卿之所作也。或云信濃前司行長之所述也。一說元

マウシ

惡七兵衞景清草創之。而平大納言時忠修飾之。其後三位時長撰其要。而玄慧法印又改之以爲全書者也。予按時長之所作者。今所有之四十八卷源平盛衰記乎。未知孰是也。盲人談平家始自生佛。其後如一檢校有二弟子。曰覺一。曰城一。城一弟子居八坂鄉。曰城元。城元次曰城意。城意次曰城存。又覺一弟子有四人檢校。曰通一。曰塵一。曰景一。曰清一也。所謂城方之中大山派。妙文派。都方之中志道派。妙觀派。戸島派。玄正派是也。城方兩派盲人少。都方中戸島。玄正派亦人少。故此兩派之中各隔年而勤之。故六派之中四人多勤之。凡衆盲惣稱座頭。其間置官位。官位有階級。第一上首謂總檢校。其次稱一老。三老。自一老下至十人。是稱十老。此十人常在京師謀萬事治衆盲。故不能行他邦。其外撰有材之檢校四人。而使學官銀等之出納。是謂結解。又萬事經營主宰之者置兩人。是謂職事。有髮男子而有塔會納涼會等之日。亦著烏帽子蘇芳而勤其事。相傳雨夜皇子目盲故愍衆盲。明日皇子忌日也。衆盲各誦心經修宿忌。天皇亦上賀茂封境之中置田地若干。而被惠無所歸之盲人。今其田爲社司有。故遠方盲人始到京師未定宿者。先寓賀茂社家也。大炊道場聞名寺舊天台宗而中世爲時宗。堂前有光孝天皇塔。盲人或詣于茲」と見え。また六月十九日盲人納涼會あり。これを座頭の涼といふ。在京の檢校勾當。及び上首一人。清聚菴に會し。心經を轉讀す。頭人檢校饗應を設け。六派の中瞽者四人を撰みて平家を談ず。其外すべて二月十六日の式に同じと同書にいへり。【瞽女】嬉遊笑覽に。盲女は甘露寺職人歌合に。琵琶法師と女盲と番ひたり。其給髮をさげ。眉作りたる盲女。赤き衣きて。上に白き衣打かけたるが。鼓打て歌うたふさまなり。繪の旁に。宇多天皇に十一代の後胤いとうが嫡子に。かはづの三郎とて詞書あり。曾我物語などうたへるにや。其歌及び判詞に太鼓かしら打といふ事あれば。舞まひの類なるべし（舞まひは此職人盡の内。曲舞まひ白拍子と番ひてあり。ことに盲女は舞ふべくもあらず。但大かしらは鼓を打故なり。謠曲外百番小林と云曲あり。こぜども入はたに語て内野合戰山名が臣下小林の上野介がことを謠ふ處。惣じてこぜ達の謠には。女御更衣帝王の御事をも謠に作てうたふは習ひ云々。これ職人盡の女盲と同じものとみゆ）。今女盲をごぜといふ。もと御前は貴人の邊なり。故に人をうやまひていふ詞なり。物語草子などに多く見えたり。御まへたちと云は。御前に侍る人をいふなり。今も音にて呼ながら。ごぜんといへば重き詞なり。物語などに。殿は男を申し。源氏玉かつらの內侍をかんのとのといひたるもあれどそはまれなり。お前と

いふは女を申すならひなり。名物の琵琶に殿御前と云があり。胡琴教錄に殿御前の琵琶の緒のとをいひて。其人の形男をかけるを殿といひ。女をかけるをば御前と號す。盲女もやむことなき御まへに侍るより。ごぜとは云習へるにや。又は瞽女の音などにや。落穗集に。我等若年の頃迄は躍子抔と申者は。縱令いか程高給を以て召抱申度と有之候ても。御當地町中には一人もなく。三味線と申物をば盲目の女より外にはひき不申事の樣子に有之云々。去に依て其節は大名衆奥方には瞽女と名付たる瞽女を二人三人ゝ抱置。御慰などゝ有之節は三味線を鳴し。小歌やうの者も諷ひ。座興を催申事に有之候。當時は件のごぜ抔と申者沙汰もなく。躍子三味線ひき計りの樣に罷成候は。元祿之始已來の義にても可有之哉とあり。人倫訓蒙圖彙に女盲が男に三線教る所をかけり。其條に御前は光孝天皇の御子雨夜の前にはしまるといふ說あり。是もれき〳〵のおくがたへも出入。又はいとけなき娘子に琴三線を教へ侍れば。身持きやしやにありたきものなりといへり」と見ゆ。

マウダヌノ　望陀布と云は。古代上總國望陀郡より調物に奉りし布なり。元はマクダ郡と訓みしなり。延喜式(縫殿寮式)云。新嘗會御服(中畧)。望陀布二條。和名抄卷十二(緇布類)。望陀布。今按本朝式有二庸布調布一。調布讀豆岐乃沼能。又有二信濃望陀等名一。望陀者上總國郡名也。其躰與二他國調布一頗別異。故以二所レ出國名一爲レ名也」と見えたり。

マウト　眞人。マウト。またマヒトといふ。天武天皇十三年に定められたる。八色の尸の中の一なり。書紀に。冬十月己卯朔詔曰。更改二諸氏之族姓一。作二八色之姓一云々。一曰眞人とあり。集解に。漢書司馬相如傳曰。與二眞人一相求。師古曰。至眞之人。姓氏錄序曰。眞人是皇別之上氏也といへり。眞人とは。所謂至眞の人といふ意にて。其人を稱讃したる稱なるべし。(カバネ參看)。

マガタマ　曲玉。古墳等より出づる古代の玉なり。理學博士坪井正五郎曲玉形狀考(明治三十二年一月一日時事新報)に曰。古代本邦には玉を愛する風行れたり。古墳發見物に徵し考ふるに。數珠玉の如く丸きもの有り。筆の軸を切りたるが如く長きもの有り。梔子の實の如く角張りたるもの有り。一つ巴の如く曲りたるもの有り。考古家は是等を稱して。丸玉。管玉。切子玉。曲玉と云ふ。此他三輪玉。棗玉。臼玉。小玉等の諸品有り。就中。人の意を惹く事强くして。久しく日本特有と思惟せられたるものは曲玉なり。曲玉に關しては記すべき事少からず。然れども短篇の能く盡す所に非ざるを以て。他事は措きて直ちに形狀の事のみを述べん。曲玉に兩端の大さ一樣なる有り。一端他端よりも大なる有り。彫刻あるあり。彫刻無きも有り。其質には石。硝子。金屬等の別有りと雖も。全體彎曲して一端近き所に孔有るを以通性とす。曲玉は何の故に曲れるか。其原料自然に曲れるに非ず。其琢磨此の如くなるを易しとするに非ず。美觀上。此形選ばれしか。必要上。此形選れしか。習慣上。此形選ばれしか。物質の如何を問はず。彫刻の有無を問はず。單に形狀のみよりして公平に判斷を下せば。斯かる物を見て美の念を生ずとは云ひ難し。或人は此玉の曲れるは。其孔に絲を貫きて多數連ねたる時。他端の互の相觸れて優美なる音を發せしめんが爲ならんと云へり。孔を一端近き所に穿ちたる理由は或は之を以て說明するを得ん。然れども全體の彎曲は其意を解す可からざるに非ずや。習慣上。此形狀行はれたりとせんか。此形狀の特に好まれし所以を明かにせざる可からず。一說に曲玉の形は鞆を摸したるならんと云ふ。鞆は一端と他端と大小の差甚しき事曲玉の比に非ず。且つ絲を貫くは當さに細き方に於て爲すべきなり。鞆の說從ひ難し。一說に曲玉は蛇の目形の玉を折半したる物にして即ち半璧ならんと云ふ。本邦古物中蛇の目形の玉無し。豈折半したる物のみの存するの理有らんや。半璧の說從ひ難し。一說に曲玉の形は人類の胎兒を摸したるならんといふ。古代に在つて誰か胎兒初期の形を知り。之が摸形を作らんや。胎兒の說從ひ難し。曲玉は韓國にても發見されし事有り。ノールウエーにても發見されし事有り。エジプトにても發見されし事有り。メキシコにても發見されし事有り。多量に出づる事我邦に及ぶ所無しと雖も。曲玉を以て日本特有の古物なりとは云ふ能はざるなり。ニウジイランド土人は。玉を以て曲玉に似たる三角形の裝飾品を作り。アフリカのカファア人は青銅。眞鍮。ベルメタルを以て曲玉を作る。主として美麗なる玉石を選みたるは我邦古代の事なりと雖も。曲玉を製造する事。世界を通じて全く絕えたるには非ざるなり。曲玉は日本特有にあらず。又必しも古代の遺物にあらずとの事を知れる上は。彼の彎曲形の由來を究るに於て參考とすべき事實の多るべきを悟らん。ニウジイランド土人の作る曲玉類似品は。鮫の齒の模造なり。カファア人の作る曲玉は豹其他之に類する動物の牙の摸造なり。是等の土人の間には身體裝飾として齒牙の實物と齒牙の摸造品と幷び行る。諸動物齒牙は何の故に裝飾品に選ばるゝか。何の故に摸造して迄も身に着けらるゝか。是單に色澤の美なるが爲のみに非ず斯かる裝飾品は自個の捕獲殺戮したる動物の部分なるが故に。之を身に帶る時は。一は紀念の料となし。一は勇を誇る資となすを得。色澤の美に加るに。自ら省み他

に示すの快有。齒牙を珍重する習慣の存する敢て怪むに足ざるなり。南洋諸島に此風有り。アメリカに此風有り。臺灣に此風有り。印度グウルカ屬中には。自己の殺したる猛獸の齒牙のみならず。爪をも貫き連れて頸飾を作る者有り。北海道のアイヌ中には。我手に掛たる熊の牙と爪とを胸邊に下る者有り。

武藏國北足立郡川田谷村發見埴輪土偶

齒牙又は爪を以て身體裝飾を作る事にして、且風をなさんか。質物の少き時之を補はんが爲諸物質を以て代用品をも作る事も起らん。美麗なる金石を得たる時。之を以て爪牙を摸造する事も生ぜん。金石硝子等を以て爪牙を摸造せる物。所謂曲玉と何の異なる所か有らん。思に太古本邦に於ても猛獸を殺したる者。其爪牙を採て身邊に帶ぶるの風有り。後諸物質。特に美麗なる石を以て。之を摸造する事起り。轉じて男女の別無く。一樣に此彎曲形裝飾品を用ゐるに至るならん。琉球現用の曲玉中に牛角の尖端を維へたるが如は。實に注意を要する事實たり。爪牙中には色澤の美なる物少らす。始よりして女子の裝飾品として用られたるもの

對馬國住吉神社御神寶曲玉圖

惣長サ三尺
一尺二寸
一尺五寸
玉青糸赤
生糸ノ如ク見エ
統タル糸ハ後世改メ
貫タリ然レトモ本ノ
色ヲ変セスト云フ
管玉凡二百二十一
此図ニハ数ヲ略ス

も有らん。以上論述せる理由に據り。余は曲玉形狀の起源は獸類の爪牙を摸せしに在りとの事を主張する者なり」云云又北窓瑣談に曰ふ。土中より掘出す神代の舊物に曲玉と云ものあり。青玉にて作り。形豆莢の如くっもとの方に穴有り。大小一樣ならず。神代の衣裳の飾也といへり。其玉に造れる玉石今も出雲國に有。其山に玉造明神の社有り。神代に其地に玉を造て商ひし人住りと思はる」と見えたり。右は貴人の用ひたる者にて。下りたる人の用ひたる者には簡單なる種類もありしなり。

マカナヒカタ

賄方。武家の役名にあり。庖厨の事を掌る職分なり。武家職官考に。賄方或曰二賂人一。與二臺所方一。皆掌二庖厨之事一。而臺所方專主二鹽梅調理一。此則專主レ支二給庖厨所レ需物品一(越前北庄分限役附。有二賄方者二人一。總賄方者二人一。蓋賄方者。主レ辨下供二君主一之物上。總賄方者。主レ辨下給二家臣一之物上。又有二賄方仕人一。是與二賄方六尺一同。胥徒之至卑者)。案俗謂三能辨レ事無二稽滯一。曰二麻迦那布一。或曰二波迦羅布一(日本書紀。鏘字旁二訓比幾麻迦那比一。是蓋謂三持レ滿未レ發。以待二其協一レ機。則麻迦那比之爲レ言。恐麻是眞字。迦那比即爲二協字一歟)。本不下與二賄賂之義一相合上。特取二其贈レ人以レ物。而通レ欵濟一レ事。假以二此字一當レ之已。然麻迦那布之言。大抵用二之細事一。是所四以稱三之於二此等司一也(日本靈異記。訓二醫一曰二萬加奈比去止一。則用二之細事一。自レ古已然)。【膳奉行】足利氏時。稱下供二常膳一之司上。曰二供御方一。在二大名一則曰二膳方若膳部方一。其或將軍適二大名之家一。主人命二有司一掌二膳羞一。則稱レ之曰二御膳奉行一。及二足利氏失一レ職。供御之稱廢。雖二幕府一亦曰二御膳奉行一(據二元和日記一)。【臺所奉行(又稱二臺所頭一)。臺所人】臺所即臺盤所之略稱。不レ論二幕府諸家一。當直官人會食之處。必置二臺盤一。故云爾。其稱二庖厨之司一。曰二臺所方一。亦因レ之也。然足利氏時。所レ賜二當直官人一之食。皆供御方兼辨レ之。故不三別置二臺所方之職一。及二織豐二氏時一。初從二諸家所一レ稱。呼下其掌二庖厨一者上。曰二臺所奉行一。又曰二臺所頭一。而其下司則曰二臺所人一。曰二臺所衆一。亦有下概以二人衆一稱レ之者上。然其究以レ有レ別爲レ當(東武實錄。寬永三年上京時。從駕人員有二御臺所衆某某一。下注云。臺所衆十九人。下男二十二人。本文所レ載臺所衆指二頭人一。注則指二下司一。則當時猶有下概曰二臺所衆一者上。其下男則今所レ謂小使者)と見ゆ。德川幕府の職名に。御膳所御臺所頭(二百俵高御役料百俵)。御臺所頭(二百俵高御役料百俵)あり。以上は將軍家目見以上なり。御臺所組頭(百俵高四人扶持)。表御臺所組頭(高同上)。御膳所改役(五拾俵高持ブチ。御役金拾兩)。御膳所御臺所人(高役料同上)。表御臺所改役。表御臺所人(井に四拾俵高持フチ)。御賄組頭(七拾俵高五人扶持。御役切米三十

俵)。御賄調役(七拾俵高持フチ。御役切米三十俵。御役金十兩。御四季施代金四兩二分)。御賄吟味役(五十俵高持フチ。御役切米二十俵。御役金十兩。御四季施代金四兩二分)。御賄勘定役(四拾俵高二人扶持。御役切米二十俵)。御賄改役(三拾俵高二人扶持。御役切米拾五俵)。此等は皆將軍家目見以下なり。尙此外附屬の下吏多し。今日の軍制に於て。陸軍には各隊に糧食委員將校及會計官あり。其下に炊事掛下士あり。海軍には別に炊夫なるものを設くれとも。陸軍にては通常兵卒當番にて之を行ふ。

マカヲ 瑪港。昔し亞媽港(アマカワ)と云ふ。支那人は澳門とも記せり。外國通信事略に云く。波羅多加兒よりして官人を臥亞(ゴア)(印度の一港)に遣はし。臥亞よりして亞媽港を兼帶して治むる由なり。我か國の船相通せし事は慶長の初よりの事歟。書と物とを奉りて其使を引見せられし事は慶長十七年より初る。元和七年の後は使來りし事未た聞えすとあり。外交志稿に云く。慶長十三年十二月。有馬晴信媽港の船を擊て之を沈む。是より先き。家康占城の名香を求む。長崎奉行長谷川藤廣其旨を奉し。船手久兵衞及ひ蕃の按針某等を占城に遣る。路阿媽港を過て風潮を候ふ。舟人適ま港人と爭鬪す。港人夜旅館を襲ひ。久兵衞等六人を殺して悉く貨物を奪ふ。獨り按針某脫するを得て歸り變を報ず。家康怒り藤廣及ひ有馬晴信に命して之を征せしむ。阿媽港人按針某の脫歸せしを知らず。是月其徒と一船に駕し。長崎に入る。晴信。藤廣相議して其船長を召す。來らず。吏に命して。兵を帥ゐ往て其動靜を伺察せしむ。賊亦謀知し。俄かに大砲を發し。我數船を壞り。纜を截て走らんとす。艨艟急擊。賊逃るに途なく。戰ひ尤も力む。晴信の臣林田作野右衞門。野池九郎右衞門等。蘆葦を輕舸に積み。火を縱て。賊船に迫る。火忽ち硝櫃に移り。巨雷震响して船體破裂し。一船二百餘人粉虀して海に沈む。死を免る者なし。我兵死する者纔に十餘人。檄を飛はし捷を報ず。家康其功を賞して晴信。藤廣に物若干を賜ふ。大將軍秀忠亦厚く褒賞す。十六年七月。媽港の酋長東晉訥を遣はして。罪を謝し互市を乞ふ。家康之を許し。延見し朱印を賜ふ。十七年七月。媽港の船薩摩の漂民を送り來る。十九年六月。耶蘇教徒を媽港に放ち。長崎の天主堂を毀つ。」寬永十二年。交趾。占城。呂宋。媽港の商船を禁す。其の耶蘇教國たるを以てなり。十三年五月。長崎鎭臺に令して。南蠻人及ひ其種族の長崎市中に居る等二百八十七人を媽港に逐ひ。大村純信をして兵を出し。不虞に備へしむ。」十六年八月。媽港人の通商を禁し。洋人を瓜哇に放つ。」二十年。吉田安齋媽港に徃き醫術を學ふ。貞享二年正月。伊勢の民媽港に漂到す」とあり。

マキヱ 蒔繪。漆畫等の事。工藝志料に云。蒔畵は。抹金を以て器物に花章。及花卉。鳥獸。山水。樓閣等を作るものなり。而して其の始詳ならす。上古の蒔畵の今日に存する者は。大和國の奈良の東大寺に藏する所の聖武天皇の太刀を以て最舊物と爲す。此の太刀は天平勝寶八歲。孝謙天皇の東大寺に納る所の文書に。太刀一口。鞘の上末金鏤と記せるもの。即是なり。而して當時未蒔畵の名あらず。其の製たるや。先黑漆を以て鞘を塗り。其の上に稜角ある金末を以て。鳥獸。花卉を撒き。再び黑漆を以て之を塗り。而してこれを磨出せしものなり(後世に所謂磨出し蒔繪の製の如し)。其の形狀甚奇古にして。髹術も亦大に後世のものと異なり。又同寺に寄附する所の。獸形。葛形。草形の平文の太刀あり。當時精好の漆器は。多くは金銀の平文(平文。或は平脫文と稱す。方今金銀金具と稱するものに同し。其の製薄き金版を以て。種々の花章を透雕し。漆器に嵌するなり。當時のもの數品。今尙東大寺の寶庫中に傳れり)にして末金鏤甚尠し。其の技術の未精良ならざりしこと以て見るべし。」寶龜十一年。奈良の西大寺の僧綱。三綱等其の寺の資財帳を作る。其の資財の中佛經を納るゝ辛櫃。十合を記せり。或は黑。或は赤の漆を以てし。而して其の上に金銀を以て。山木。雲鳥等を畫がける者あり。而れども。當時これを以て未蒔畵と稱せす。」延曆十三年。桓武天皇都を山城の平安城に奠む。是より後天下の形勢一變し。風俗華美を好み。人或は蒔畵平塵(ヘイヂン)(細末なる金を厚く滋く撒きたる者にして平は平等の意なり)の劍を帶す。」嘉祥二年。太皇大后橘嘉智子(嵯峨天皇の皇后なり)。仁明天皇の四十の寶算を賀せんが爲に。黑漆の平文の厨子。十基に彩帛を盛りて之を獻す。此の際平文の器物の盛に世に行はれしを以て見るべし(當時の平文の製は。金銀及玉鸚鵡貝青螺白蒻等の嵌入を研磨して。以て平面ならしむるなり)。」延喜五年。醍醐天皇制して朝廷に於て。齋會を修する時の器具を定め。蒔畵案一脚。平文(ヒヤウモン)案二脚となす。是より先き。大抵平文を用ひて。蒔畵は少し。當時の蒔畵の今偶存せるものを以て。天平年間のものに較ぶるに。撒く所の金粉甚密にして。製造も亦一層巧みなり。又當時の器に梨子地(梨子地或は梨子畵といふ。其の製たるや。細末なる金を撒きて。梨實の膚紋の如くならしむるをいふ。また梨子地を塵地。薄梨子地を薄塵地ともいふ)の製あり。是に至りて其の巧み大に進む。」天曆年間搢紳の第宅に。蒔畵を施せる者あり。第宅に蒔畵を用ひること此の際に始まる。」花山天皇の御宇。天皇甚蒔畵の精巧なるを好み。工人に命して器物に蓬萊山

の圖及び手長足長の圖（手の長き人足の長き人の圖なり）を施さしむ。壯麗目を驚かす。時人これを稱して曰く。精密斯の如き者。未曾て見聞せずと。而して其の器の緣に。銀或は錫鉛を施す。是を於幾倶知といふ。」永延二年。是より先。僧奝然支那（宋の時なり）に如く。宋主匡義厚く之を遇す。是に至て奝然。其の弟子僧喜因。僧祚乾を支那に遣はして。匡義に金銀蒔畫及螺鈿を以て裝飾せる器物若干を獻ず。當時本邦に於て製する處の蒔畫は。其精巧なるを以ての故に。奝然これを匡義に獻ずるなり。」堀河天皇の御宇。陸奥國の押領使。藤原清衡其の地に一寺を創す。號して中尊寺といふ。其の殿内の莊嚴は。金梨子地。螺鈿を以てせり。其梨子地の製たるや。砂金の如き金末を用ひたり。今猶陸前國平泉（州名）に在り。土人稱して光堂といふ。」近衛天皇の御宇。此の際禁中の調度を製造す。其の製たるや金粉地（當時金粉地を沃懸地と稱す。其の製たるや。金粉を撒て之を研磨す。これを粉塡と稱し。又ぬり梨子地と稱す）に蒔畫螺鈿及び五彩の硝子等を嵌せり（當時の器物の製を。當時の書に據りて考ふるに。用ひたる所の金末。甚多量にして今日の比にあらず。今之を測量するに。曲尺方一尺面積に黃金十八匁。或十五匁强を用ひたり。以て其精美を想像するに足る。方今華族土井利與の藏する所の金粉地。螺鈿の手筥あり。金末は今の花子粉の如くにして。最も貴重すべきの器なり。其の年代詳ならずと云へども。恐くは近衛天皇の時のものと思はる。且其粉地。金末の稱量を推測するに曲尺方一尺面積に十匁强を用ひたるべし）。」保元三年。後白河上皇。宇治に御幸の時衣服を納るゝに。中持皮筥一雙（一雙は二個をいふ）を用ひる。其の中持皮の皮筥は。蒔畫を施して以て綵飾す。而して又其の臺あり。亦蒔畫を施して之を綵飾す。高倉天皇の御宇。搢紳の華美を好むものは或は平文を以て車を飾る。是を平文車といふ。」安元元年。後白河上皇。五十算の賀宴を開き。天下の諸工藝の俊秀の者を召見す。時に蒔畫師則季。平文師淸原貞安といふ者あり。並に召れて上皇に見ゆ。時人稱して名譽と爲す。本邦に於て蒔畫工の業の盛なること。當時を以て極と爲す。」壽永三年。後鳥羽天皇。大嘗會を行ふ時に。朝廷諸名匠を召集し。其の用ひる所の諸器を作らしむ。蒔繪師は則。右衞門少志紀助正及中原末恒。平文師は散位淸原貞光及淸原貞安なり。並に皆當時の妙手と稱す。」後鳥羽天皇の御宇。此の際工人蒔繪を作るに金粉を用ひること多き。仍昔日の如くにして。而して其の美麗なること。亦昔日に劣らず（後鳥羽天皇の御宇の際。造る所の硯筥。今尚相模國鎌倉の鶴岡神社に在り。其の製は則金粉地なり。而して螺鈿を以て。菊花及小禽の圖を作れり。金末を施すこと昔日の製に比ぶるに毫も劣らず）。是より後。年序を歷て。蒔畫を作るに金粉を用ひること漸輕薄なり。」正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。蒔畫師は則。佛成。助時。稱覺。貞與。貞惠。蓮月。國光。妙蓮。平文師は光阿。禪法。是法。善法。心性。行則。顯性。見阿。實時。光守なり。並に皆當時の妙手と稱す。」後花園天皇の御宇。此の際明主膽基。工人をして我邦に來し器物に蒔畫を施すの術を學ばしむ。既にして其の工人業成りて其の國に歸て功を傳ふ。是より後。支那人我蒔畫を稱して泥金畫漆といひ。又單に和漆とも云ふ。」寶德年間。此の際征夷大將軍足利義政。意を政治に用ひず。奢宴を好み。頗る奢侈を極め。又古器物を愛玩す。時人も亦これに倣ふ。本邦に於て古器物を愛し。且其の眞僞を鑑定することも亦此の際に始る。蒔畫の製是に於て一變せり（當時蒔畫を。或は加爾麻伎ともいふ）。是より先。蒔畫は花章多くして眞の畫圖少し。是より後。山水。樓閣。人物等を作ること多し。義政又漆工に命して。梨子地比多蒔畫の書翰箱を製せしめ。以て日用に供す。時人これを公方樣御用の文箱といふ。當時の人。器物に蒔畫を施せるを好むと雖へども。獨り比多蒔畫の文箱は義政の所用なるを以ての故に。避て之れを用ひる者なし。比多蒔畫とは箱の全體に蒔畫を施せる者なり（按するに。高蒔畫の製も。亦此の際に始りしならん）。是の時に當て。蒔畫の工人五十嵐某といふ者あり。能く蒔畫を作る。義政。乃五十嵐某に命して。以て作らしむるもの居多なり。」天正年間。是より先。天下兵亂に陷すること既に久し。故に文物廢弛す。而して技術も亦是が爲めに大に衰ふ。是に至て京師の人五十嵐道甫といふものあり。特に蒔畫を善くし良工の名あり。其の他當時の工人の作る所の者は皆精巧ならず（慶長年間。關白豐臣秀吉の妻。湖月尼。京師に一寺を創す。號して高臺寺といふ。其の境内に秀吉の廟あり。廟内の須彌壇に作る所の蒔畫甚精密ならず。以て當時の蒔畫の巧を見るべし）。」寬永年間。征夷大將軍德川家光。秀忠の廟を江戶增上寺に造築す。而して廟中に蒔畫の寶塔を安置す（八稜にして徑六七尺許。高さ一丈餘なり）。其莊嚴の精美にして奇巧なること實に古今未曾有の者なり。此の際本阿彌光悅といふものあり。最も蒔畫を作るの妙手なり。其の製たるや鉛錫靑貝を以て蒔畫中に嵌す。甚雅趣あり。其の後江戶の人。古滿休伯（休伯は。德川氏の蒔畫の工人なり。祖先は足利氏の時より。其の技を以て幕府に仕へしと云ふ。休伯の子を安巨久藏といふ。久藏も亦良工なり。古滿氏數世作る所の者を。古滿蒔畫といふ。天明年間に至り。家聲稍衰ふ）。梶川久次郎某（久次郎は。德川氏の蒔畫の工人なり。

マキヱ

世々其の業を襲て。近世に至る。梶川氏數世製する所の者を。梶川蒔畫といふ)。京師の人山本春正(後世春正の子孫。尾張名古屋に移住し。世蒔畫を以て業となす。第一世春正以後。世春正を以て家號となす。之を春正蒔畫と云ふ)等の名工輩出せり。是に於て蒔畫の製造稍一變し。昔日の面目を改む。諸國の工人も亦皆これに倣ふ。」元祿年間。此の際技術大に進み。製法も亦古今に冠絕せり。其の姸麗緻密なる者に至りては。實に眼を悅ばしむ。後世の人當時の蒔畫を稱して。常憲院(常憲院は即征夷大將軍德川綱吉也)時代蒔畫と云ふ。(明治六年。墺國ウインナ府に於て大博覽會あり。我が邦出品中に。元祿年間製する所の見臺を出す。會終てこれを佛國の郵便船ニール號に載せて齎ち歸る。而るに其の船我が伊豆の近海に於て沈沒の難に罹る。時に明治七年二月なり。翌明治八年七月。海底にある所のニール號。船中を搜索して再たび之を得たり。此の器海水中にあること。殆十八ヶ月の久きを經たり。而して漆色毫も變ぜず。我か邦の漆質の堅硬なると。當時職工の精巧なるとを以て見るへし)。此の際江戶の人。青海勘七と云ふ者あり。勘七能く蒔畫を作る。特に波文を描するを能くす。故に世人稱して青海勘七といふ(勘七の作る所の蒔畫は。所謂る漆畫にして。金末を用ひるに非らず。當時の人。亦以て蒔畫といふ。故に此に掲載す)。」寶永年間。蒔畫の工人緒方光琳といふものあり。京師の人なり。其の技を本阿彌光悅に倣ひ。且新意を出し。自一家をなす。是れを光琳蒔畫といふ。其の製たるや。漆器中に鉛錫青貝を嵌し。描法頗る風致あり。既にして永田友治出づ。光琳の風を慕ふ。友治も亦蒔畫の妙手なり。又京師の工人鹽見小兵衞政誠と云ふものあり。政誠は磨出し蒔畫の良工なり。此の際刑部梨子地(形狀平目梨子地の如く。施す所の金末平らかにして又一種のものなり)の製起る(刑部梨子地の稱。其の何の故なるを知らず。按ずるに。江戶の工人刑部太郎某と稱する者あり。恐らくは此の刑部太郎の創製に出でしものならん)。而して後三十有餘年を經て。其の製造は頗る精巧なりと云へとも。但し工人意を纖麗のみに用ひて。風致を貴ばず。之を元祿年間の所製の者に較ぶれば。品位稍劣れり。」中御門天皇の御宇。京師に家原自全といふものあり。能く蒔畫の時代を鑑定す。自全因て貴族高門の寵遇を得たり。」寬政年間。江戶の人。古滿寬哉。井上白齋。原羊遊齋あり。並に蒔畫の名匠なり。寬哉は其の巧最も緻密なるを以て名あり。白齋は妙手なり。而れども當時の人其の技を知る者尠し。寬哉の弟子に柴田是眞あり。是眞は初名令哉といふ。能く蒔畫を作る。是眞又破笠(破笠のことは別條と爲して次下に掲載す)及び青海勘七の刷痕塗等を摸擬す。是眞の弟子に池田泰眞といふ者あり。又良工の名あり。羊遊齋の弟子に中山胡民といふ者あり。其の技羊遊齋に劣らず。胡民の弟子に小川松民といふ者あり。松民殊に舊物を摸造するに長ず。【漆畫】は漆を以て塗りたる諸器物に。他色の漆を以て。各種の畫を描する者なり。而して其の始詳ならず。」延喜五年。醍醐天皇。制して朝廷に於て。齋會を修する時の器具を定めて。漆畫の花盤十六口と爲す。漆畫の書冊に見ゆる者は。此を以て始めと爲す。」延長年間。此の際人嚴器(カラクシゲ)に漆畫を作る者を好む。是を漆畫の唐櫛匣といふ。」高倉天皇の御宇。此の際陸奧の南部の工人。漆畫を製す。之を南部椀といふ(南部椀のことは下文南部塗の條に辨す。宜しく參看すべし)。其の製たるや。黑漆の上に。或は赤。或は青。或は黃なる漆を以て。花鳥等を畫き。頗る風致あるものなり。是より後。京師及諸國往々漆畫の器物を出す(大和の吉野郡より出す所の吉野椀。吉野盆等は皆漆畫の器なり)。」元祿年間。此の際江戶の漆工勘七某といふ者あり。漆を以て器物に畫く。殊に能く波文を作る。故に自稱して青海勘七といふ(波文の青海波と稱するあり)。勘七能く之れを描す)。」明治初年。東京の人柴田是眞といふ者あり。蒔畫の名工なり。而して漆畫の新意を創し。紙及帛に畫く甚風致あり。時人之を稱す。亦漆畫の一種なり。近世に至ては海內の諸國。大抵漆器を製せざる無く。而してこれが漆畫を作らざる無し。各地の工人各業を傳へて今日に至る。」【城端漆畫(ジヤウガハナノウルシヱ)】は越中國。砺波郡城端に於て製する所のものなり。其の製たるや。黑漆に各色の漆。或は五彩の密陀僧を以て畫きたり。百年以前のものには稀に精良なるものあり。而して其の創業詳ならず。或は曰ふ。文明年間淨土眞宗の僧祐玄といふ者あり。本願寺の僧蓮如に從て。越中國に來る。祐玄の孫を治五左衞門某といふ。一年治五左衞門某鎭西に遊び。漆畫の作法を。支那人に得て歸國し。これを作る。子孫業を以て世襲す。其の地の工人も亦これに倣て之を製すと。而れとも年序を經て。其の業漸衰ふ。方今に至ては甚微なり。」【密陀畫】は其の始詳ならす。天平勝寶八歲。孝謙天皇奈良の東大寺に寄附する所の花盤。數口あり。其の製たるや。木質に襯するに。布を以てし。而して塗るに漆を以てし。表面は漆の上に。白色の密陀僧を施し。更に黃色の密陀僧を用て。人物或は鳥獸。花蝶。草木の圖を畫き。裏面は黑漆の上に赤色の密陀僧を用ひて。亦同圖を畫く。而して其の圖表面よりは稍略なるものなり。今尙其の寶庫中に在り。是に由て之を觀れは。此の際密陀畫の盛に世に行はれしこと了知せらる。」延曆十三年。桓武天皇。都を山城の平安城に奠む。爾來風俗一變し。器物は蒔畫。梨子地及螺鈿を

マキヱ

以て裝せしもの。歳月に行はれ。密陀畫を作る者は。人漸之を用ひざるに至る。」後奈良天皇の御宇(或云年代詳ならす)。越中國砺波郡城端に漆工あり。治五左衞門某と云ふ。鎭西に遊び。法を支那人に得て。能く黑漆の上に。五彩の密陀僧を以て畫く。爾來其の子孫法を傳へて業となす。」享保年間。京師に工人(其の名詳ならす)あり。密陀僧に荏油を加へ。朱を和して器物を塗る。是を陰光塗といふ。其の色は則淡紅色なり。京師の工人の密陀僧を用ひることは。唯器物を塗るのみにして。畫くにあらず。其の之を畫く者は。獨越中の城端より出す器物のみ。而れども今に至ては其の業甚微なり。」以上蒔繪。漆繪の由來沿革の一斑なり。近時勸業博覽會ありて斯技を奬勵し。また海外人はことに蒔繪を賞翫するを以て。輸出の品も多く。現時の名工としては池田泰眞。川之邊一朝の二人あり。泰眞は天保六年其十一歳の折柴田是眞の門に入り。二十五年の間蒔繪と繪畫を修め。一朝は天保十三年德川家御蒔繪師幸阿彌因幡。蒔繪方仕手頭武井藤助に就きて蒔繪の業を學び。後獨立して德川家宮殿の蒔繪方を勤めたるものにて。兩者ともに內外の博覽會に出品して賞を得たるもの尠からず。

マク　幕は。人の見透すを防ぐ具なり。後には裝飾となりて。殿門などに用ひたり。陣營には必ず用ふ。本朝軍器考云。倭名抄に。屛障具の下帷は加太比良。幕は萬玖。帟は比良波利。幄は阿計波利。幔は本朝式の斑幔を引て。萬多良萬久。幌は止波利。帳は此間音長と注したり。此等のもの多けれども。陣營に用ふる所は帷幕の二つに過ぎず。日本書紀を見るに。二十七代の朝廷の御時(繼體)。物部連件跛の人のために襲はれて。帷幕燒れしといふ事あれば。是をもて陣營の具とすること。これよりも猶前世の事にぞあるべき。帷は帷裳などいふ事ありて。其幅を竪さまに縫ふなれば。今の內幕といふ物にて。幕といふは今外幕といふ物是也。令には兵士毎火紺布幕一口を備ふべしと見えたり(義解に。一火とは兵士十人をいふよし見えたり)。齊明天皇の御時。三韓おの〳〵御調進らせしを。飛鳥の岡本の宮地に。紺幕張りてみあへ賜ひし事見えたれば。兵士の自備ふるのみにもあらず。昔朝廷に用ひ給しもその物にてありけり。倭名抄に。唐式に衞尉等。六幅幕。八幅幕といふ事あるを引たれば。本朝にも又六幅。八幅等の制を用ひられしにや。古制はさだかならず。飛驒守惟久が後三年の戰の繪八幡殿の幕の紋には。鳩二つむかひし形をかきたり。うけつたへし事もありけるにや。又洛陽京極の北華開院といふ寺に。伊勢三郎義盛が物也とて。蝶の紋つけたる幕ありといふなり。其制いかにやあるらん。但し其紋蝶也といへば。義盛が物にはあらで。伊勢平氏の物なるをあやまり傳へたらんもしるべからず。『武藏國熊谷の庄に二郎直實が幕也といふ今もあり。梱生に鳩二つを繪がける也。これも今は其の全制知るへからず。幕の制體源抄に見えし所は。幕布の長さ二丈五尺。乳の間一尺三寸。繩まぜまぜならば乳もまぜ〳〵。一色ならば乳も一色なり。幕串長さ一丈五寸。さきはきりこ。ひぢは一尺下て打つ。地に入る事一尺許。一帖に六本と見え。又南都興福寺多門院にある右京亮大江眞忠(相野と稱す)相傳の幕の圖には。幕の長さ本は三丈六尺也。手の長さ七間半也。手三色打まぜ。但し高家には白手也乳も同し。乳の數二十八。幕の紋は五つ又は三つ七つ。裾紺要黑地染。當流にはこれなし。幕串一帖に九本なとしるせり。これら其のしるせる所同じからぬは。家々に相傳ふる所異なる故なるべし。近世の制は五幅の布を用ひて。長さは二丈八尺なり。是一匹の布を用ふるが故也。一對の幕通じて十二幅の布を用ふべし。其二幅は乳幷に手繩の料とす。其三つを白き黑き靑き色となし。手繩とす。乳の數二十八なるは天の宿に象りて陽とし。三十六なるは地の禽に象りて陰とす。又梵字かき符字繡にするの類は。其物を神にせんためにこそ有べけれど。皆近き世の俗にや。古には聞えず。幕串は大將十本。軍士八本。其長さ八尺。稜を八つにも六つにもして。上の方をば蜻蜓頭もしくは頭巾頭と云物にして。石づきを鐵にてつゝむ。頭より下四寸許がほどに折釘をうつ。幕うつ事も晝は串を內にしてうつ。夜は外にす。又みかたにはうつといひ。敵にはひくといふ。又おさむるとはいふべし。はづすとはいふべからず。しぼるとはいふべし。あぐるとはいふべからずなどいふ類は。武士の家の故實なれは心得べき事也。」凡そ幕に紋つくる事其の始いまだ詳ならず。古の制には紺の布を用ふと見えたれば紋にあらず。壒囊抄を見るに。武士幕の紋の字といふ事あり。其の比まではかゝる詞までも猶古のすがたのこりたりけり。後代に至てこそ旗の紋など云ふ事はあれ。昔は兵士私の旗幟ある事を得ず。皆其大將軍の用ふる所にしたがふ(平治物語に。平家は赤旗。赤幟。源氏は大旗。腰小旗。皆をしなべて白かりけりなと見えしこれなり)。たゞ其陣をわかたんがために。帷幕には各その紋をつく。武士の家紋といふもの此事より始りしかば。彼抄には武士幕紋とはいひけり。紋つけしやうも今の樣にはあらず。鎌倉殿の幕は混白のよし見えたれば。紋をば繪かゝれず。足利殿の二引兩といふは。三幅白の事也としるせる物あり。五幅の幕上中下の幅白からんには。のこる所をのづから二引兩にてある也。三引兩又中黑裾紺などいふも。皆此例にぞあるべき。その外の紋も

ありし儘に幕の中ほどに。なしならべてつけしを。今の制をみるに。二引兩。三引兩の類も輪といふ物のうちにつく。その餘多くは輪のうちにつくるにや。古の家々の紋を見るに。輪のうちにつけしは多からぬか。およその紋輪のうちにつくる事は。ことに近き俗なり。これら皆古の制をしらぬがいたす所にぞあるべき。軍用記云。幕の長さ三丈六尺三十六禽を表す。又二丈八尺二十八宿を表す。又三丈一尺三十日を表す。布はゞ一尺二寸十二月を表す。五幅は地水火風空の五體。木火土金水の五行を表す。乳の數二十八二十八宿を表す。九つの物見は九曜星を表す。」幕の地は布也。幅は五はゞふせ縫にする也。ぬひ糸は麻糸をふとく強くして用べし。五幅の内上の幅をかぶりの幅といふ。又次のはゞ共いふ。中三幅は物見のはゞとも紋のはゞとも云。下のはゞは沓の幅と云。又芝打とも地打はゞ共いふ。また石うちとも云。」乳の數二十八長さ一尺二寸十二時を表す。又五寸二分にもする。布一はゞを三つにわり折てはゞ一寸二分にする。幕にぬひ付る分一寸つゝ兩面へかゝる也。或は一寸二分もかけて縫也。乳の色は白青黑三色なり。何色の幕にてもあれ。乳の色同前也。針目九つは九よう星。七つは七曜星を表す。下地をよく縫付て上にヶ樣に針めをみせとづる也。四角に十文字に糸をわたす也。」物見の數は九なり。物見の廣さ八寸。但上の二つ八尺二寸。中の物見は下四の間なり。又上のはゞは中の物見の間たるべし。上二つは大將の物見なり。中三つは侍大將の物見なり。下四つは諸軍勢の物見也。幕のはしより下の物見まで三尺五寸なり。」幕の紋は五所又三所。又七所に付る。大畧は五所なり。諸侍のまくの役は中三幅にかゝるべきなり。大將の幕は上下のはゞ迄にかゝるなり。白地のまくは勿論紋黑し。黑き紋を漆にて墨の上をそとゝむるも可然也。雨露にはげずしてよきなり。」手なわの事。長さ七間半也。但幕の長短に寄べし。幕よりあまる分兩方七尺五寸つゝにすべし。布一はゞを二つにわりて左繩になふ也。三くり也。色は是も青白黑打まぜ也。手繩の先白き右の方に九字を見分ぬやうに書べし。白手繩にする流もあり。地白の幕もすそ紺も地染のまくもつま黑も乳の色は白青黑三色なり。いづれも物見の數も乳の數も手繩も替らざる也。右の手先き白き乳に。十字の內の勝といふ字を書なり。」幕串の事。木は勝軍木又は檜の木也。幕の廣さにくらべて二尺餘ほどにすべし。かぎより上四寸二分八角にも丸くも。又四角にもすべし。上はきりこなり。大さ五寸廻りにすべし。土へ入分先をとがらするなり。くしの内一も二も土へ入分に鐵をかけてまなばしのごとくする。是にて土にあなをつく爲なり。串は黑くぬる也。」幕一帖といふは。二はりの事也。根本一帖といふは六丈四尺なり。」まくをば打ともはしらかすともはるともいふなり。常にはとるともあぐるとも云。軍陣にては取をば納るといふ也。はしらかすと云は船中にての詞なり。敵のまくをば引といふはずすといふ。おろすをしばるといふ。まくの打やうかたがたに串四つ有べし。先左の方より串を立て初て打べし。うへはいづれもおり釘にかくべし。兩のはしを折釘の上にてしろし付にむすびて。其餘を下へさげてまとひて留べきとおもふ時は。手繩なくしにわなにしてしめて。そのわなの所を手繩のはしにて物をひつときにむすびて置也。一帖打時も同じ。あくる時は右の方よりあくべし。まくを打に。右の方の端をば必ず外の方へすじ違に打まげて打出す也。直に打事は忌む也。何帖つゞけて打とも。右の端の幕をば打出すべし。まくぐしは內に立る也。主君御通の道すじ辻固する時は。幕串を外に立て。端を內の方へ打入串也。是御通の方を幕の內にする心也。又すべてまくのすそは少地にたまるほどに打べきなり。」幕何帖も打つゞくる事。二つの幕のつぎめを。常に着物着る樣に打ちがへめは半間ほど重べし。」【幕出入の事】上の幅に物見二つあり。是を日月の物見といふ。此物見のへりの下より出入すべからず。其處をよけてまん中の通りより出入すべし(若其所に壹人居玉はゝ何方よりも出入すべし)。出る時はたゝみ上入時は前へまくる心也。紋の間を出入るなり。又何帖も打つゞけたる時。その打ちがへたる間をば通らぬもの也。」【幕にこまるを付る事】。こまるとは紙を五分ほどに細くたゝみて。手繩に結付置て幕をかゝげてこまるにてむすぶ也。こまる付所は日月の物見の上に一づゝ。眞中に一つ。以上三所に付べし。日月の下は大將の出入し玉ふ所也。中は諸軍勢出入すべし。一說に中を大將の出入の所と云ふはあやまり也。こまるにてむすぶを身方にてはかゝぐると云。敵の幕をばしばるといふべし。」【幔幕の事】。長さ何程とは不定。其絹のはゞ十二ならべて上に橫に一はゞわたしたる物也。緞子其外何にても人々の位ほどにすべし。橫幅より下へ五尺にする。すそ三所壹尺斗ほころばすべし。物見なし。惣體ふせ縫にすべし。乳の數十二長廣さ不定。おなし絹にてすべし。紋付る事は橫はゞに五つ付る也。上に橫幅あるを幔幕と云。橫幅なきを幔簾といふ也。乳をぬひ付る樣手なはの色等の事前にしるすに同し。」【幕をたゝむ事】常のまくは本末を內ざまへ折入〱たゝむべし。出陣の時は外へ折出し〱たゝむべし。歸陣の時は常のごとし。」まくも唐櫃に入べし。唐櫃の大さ幕一帖入るほどにつくるべし。まくの大小にしたがふべし。すべてヶ樣の物は皆唐櫃に入る物也。軍道具をはあらわぬもの也。殊に幕をばあらふべ

からず。あたらしけれども大將うち死の時はかならずあらふもの也。しかるあいだ堅く洗ふ事を忌むなり。」山鹿素行の武教全書に。幕の名所竝詞の事。一の幅を天の幅といふ。其次を二の幅といふ。或はあいのゝともいふ。其次を三のゝ。四の幅をかつのゝといふ。五番目を志はうちともいひ。うちの幅共云なり。幕の中を天門破。左を風體門。右を水門破と云。敵のまくをば引といふ。味方の幕をばうつといふ。船にてははしらかす。見物遊山のときは幕を張といふ。片幕をばかた〳〵といふ。二つをば一張共一双共云也。【幕仕立吉日】毋念日(春亥子。夏寅卯。秋丑未辰戌。冬申酉。土用不作之)。天赦日(春戊寅。夏甲午。秋戊申。冬甲子)。悪日(羅刹日。因果日。三殺日)。吉方(閉神玉女方)。時取(遁甲成就。幸事万倍)。【幕品々の事】外幕。内幕。樂

内幕

曖簾幕

幕。屏幕。船幕。花幕。野幕。香幕。死幕。曖簾幕。几帳幕。斗帳幕の事。今案。德大寺家に大幕と號して六幅三丈二尺乳數三十二付の幕あり。又横幕とて長二丈五尺五幅の幕あり。是外幕なりとあり。猶ゲキジヤウ。ナウレムの部參看すべし。和漢三才

幕串

圖會に云。【幔】マンマク。又まだらまくと云ふ。按。幔幕官家用ㇾ之。非ㇾ凡下之所

外幕

幔幕

用一。皆縦幅而十二以ニ純子一縫ㇾ之。一種似ㇾ幔而上施ニ横一幅一。下端不ㇾ縫處六寸許。以ㇾ革爲ニ緺纈一者。呼曰ニ内幕一」とあり。又【紫幕】德川氏の頃紫幕は由緒ある家柄に非れば許されず。唯高家の玄關には常に之を張り。又儀式祭禮の日には神祠佛宇などにも用ふるなり。むかしは花見などにも。幕を張りしこと見ゆ。

マクズヤキ　眞葛燒。一名太田燒は武藏國横濱の太田村に於て製する所の者なり。明治四年。横濱の商賈鈴木保兵衞といふ者あり。保兵衞京師の眞葛原(マクズガハラ)の人清水の陶工宮川香山といふ者を招き。土を薩摩に取り。窯を此に開き。薩摩製の錦様(ニシキデ)を摸造す。而れども其業盛ならず。近時に至り。香山更に己の本技を以て。奇巧の器を製するを事とし。家郷眞葛原の名を以てこれを製出す。其の描彩。草木の枝葉花瓣蘂葉に至るまで精密を極む。世に行はる。稱して横濱の眞葛燒と云ふ(工藝志料)。

マクハウリ　甜瓜。(ウリを見よ)

マクラ　枕は。寢具なり。和漢三才圖會云。按。枕臥薦ㇾ首者也。蓋所ㇾ居座

マクラ

稱二久良一。高座。鞍。胡床之類是也。枕乃顋座也。和名上畧乎。和訓栞云。枕は目座の義也。又纆の義ともいへり。萬葉集にまかんをまくらかんともよみ。枕の字をまかんとよみ。又薦枕相卷之兒毛と見え。日本紀の歌にあひまくらまぐともよみて。神武紀に枕をまきともよめり。古へは專ら括枕なるべければ。是れも亦一義なるべし。南海寄歸傳にも。南海十島西國五天皆不レ用二木枕一。用二囊枕一とも見えたり。西土に紙枕。皮枕。石枕。方枕等見えたり。又香枕あり。一歌に新枕。手枕。曲枕。小夜枕。草枕。篠枕。薦枕。杉枕。岩枕。磯枕。小菅の枕。柘の小枕。敷妙の枕などよめり。萬葉集にすがまくらとも見ゆ。鏡の枕ありて紐あり。貞丈雜記云。枕をする事。東枕本式也。つれ／＼草に云。夜のおとゞは東御枕也。おほかた東を枕として陽氣をうくべき故に。孔子も東首し給へり。寢殿のしつらひ(寢殿は寢間也。しつらひとは床のとりやう也)。或は南枕常の事也。白河院は北首に御寢成けり。北はいむ事也。又伊勢は南へ大神宮の御方を御跡にせさせ給ふ事いかゞと人申けり。但太神宮の遙拜はたつみに向はせ給ふ。南にはあらず云々(夜のおとゞとは天子の御寢所也。陽氣を受とは東は陽の方也。東首は東枕也。北首は北枕也。遙拜とは禁中より伊勢の大神宮をはるかにおがみ給ふ事なり。禁中より辰巳に向て拜み給ふ也。南には向ひ給はず)。茅窻漫錄云。座は來居の義にて。天子御坐したまふを高御座といひ。馬背の鞍も座なり。頭を置を枕といひ。足を置を胡牀といひ(古事記に。呉床。日本紀に。踞二坐胡床一とあり)。肱を曲るを肱枕といひ。身を寄るを寄枕といふ。近蔵刊行せし梅窻筆記に。隱囊の圖を出し。よりまくらと訓ずれど。隱囊二字其出據をしるさず。是は明の楊太史が萩林伐山に。六朝人作二隱囊一柔軟可レ倚(中略)。王維詩。隱囊沙帽坐彈レ棊といふを用ひたるなり。漢土の寄枕と稱する物皮を以て制し。其の上面に舞鶴を彩色せしあり。蒹葭堂主人寫しおけり。是彼土の隱囊なり。常の皮枕は遵生八牋に見ゆ。」南畝秀言云。僧周興が半陶稿にいはく。古の人生を養ふものは。その枕を高くせず。おほむね始はこれを高くして。やうやくこれを低くす。故に紙を以て枕とし。日ごとにすこしづゝ減ず。是第一養生の妙術なり。服二藥百裏一不レ如二一宵低枕一。といへるもこの事なり。高枕表號の說代二桃源師一の文にみえたり。」又用捨箱に。何の器物にもあれ。其形のみ專おこなはれ。旦夕目に馴れば古くよりありし物のやう思はるゝは世の常なり。埰枕はいと近き製作なる可れど。若き人は名だにも知らず。唯枕といふ物と思ふもあるめり。西川祐信の畫正德雛形の枕盡しの模樣に。形の似たるはあれども。今の如く縊といふ物をつけたるは無し。偖此枕なき前は中人以下は皆箱枕なりしなるべし。客のまうけなんどにや枕五つ宛を重ね箱にいれたるあり。是を枕簞笥といへり。古き調度を商ふ舖にはをりにふれてあり。小口を黑漆にて塗紋所を金粉にて蒔繪したるなどあれば。下賤の者のみ箱枕を用ひしにはあらず。今も旅籠茶屋やうのところには此枕簞笥のある歟不レ知。此茶屋雀のほかには。十の枕をゑがきたる草紙を見ず。今藝州宮島の遊女。枕二つを箱にいれ鐶にてひきさぐるやうにしたるをもて來る。此形に似たりとぞ。塵取(延寶七年刻常矩撰)。「大形の恨みの數も十斗り。來ぬ夜重ねてうき枕箱。風宿」。常陸帶(元祿四年刻見水撰)。「春雨に九つあまる枕かな。林鴻」。訪くる人もなくおのれ一人寐たるをいふ。陸奥千鳥(元祿十一年桃隣撰)。「木枕や十人までは冬籠。琴風。」四五百森(元祿七年刻)。「櫻にこぬや隨分の川。撰者示因。」「朧月十の枕は十所に。同上。」而形集(平砂句集)「木枕を八卦に配れ夏座敷」。かゝる句ども見ゆれば。昔は此枕簞笥いづれの家にもありし物なるべし。又江戶筏(享保元年刻)。前句略。「十人前ぞ枕いやしき。青峨」。といふ吟あるにて思ふに。享保の頃はゝや埰枕おこなはれ。箱枕は廢たるにや

香枕の圖　(花街漫錄所出)

元祿六年印本京大阪茶屋雀一名諸分調方記に載たる圖

マクラ

あらん。又曰。河念佛(元祿十四年刻)に。枕だんす次きせる。伊勢骨柳に何かうちいれ。とあるは旅の用意にて。枕近くおく鐘笥の事なり。手近くおく手鐘笥といふに同」と見えたり。近來用ふる箱枕には。舟底枕。御守殿枕など種々あり。又香枕とて箱枕の中に香を入べき者あり。花街漫錄に其の圖を載せて。元吉原の頃。京都より來りて住ひせし者の京にありける折。あなかしこ雲の上やんごとなき御家より故よしありて賜はりしを云々。誰彼も之を摸しもて用しかば。自ら此形を吉原枕と言習ひけるを。後になりては。有らぬ形したるを吉原枕と覺えける樣になりぬ云々。近頃男子は皆散髮になりしより。多くは括り枕を用ふ。また舶來品に護謨にて製し。空氣を入るゝ枕などあり。

マクラコトバ 枕詞は。其の成立ちし原因に付ては種々の說ありと雖も。或る語句の上に置きて。文章の意味と句調とを飾る修辭上の語句なり。又之を冠辭とも云ひ。或る學者は裝ひ(ヨソ)と呼び。或る學者は挿し(カザ)と呼べり。賀茂眞淵の說は冠辭は語調の足らざるを補ふて又た文章の裝飾とするなりと云へり。其の著冠辭考に云く。こを或人はまくら詞といへるを。荷田大人(東万呂)は。かうむりことばとぞ云ひつ。げに枕詞とては古きみやび言とも聞えず。まくらは夜の物にて片寄り。冠りは日のものにてもはら也。物を上におくことを冠らすといふもいにしへ今に通れる語なれは。是によれり。そもはた古へより云はましかば。さても有べきを。公望が日本紀私記に。かのいすぐはし。ちはやふるなど樣のことをば發語と書て侍り。然れば枕詞てふ語は延喜。承平などの御時まではなくて。後にいひ出し也けり。源氏の物語に云々の事を枕ごととしてと書るは。古ごとを藉(シキ)もて今の思ひをいふ故の語也。此冠辭はこを本として下の意をいふにあらず。たゞ歌の調べのたらはぬをとゝのへるより起て。かたへは詞を飾るものにて。いはれ異也。かの枕ざうし歌枕などいふを思へは。その比にいへりし也。この冠辭はいと上つ代の物なるからは。かりにも流れたる代の心ことばをば言ひも出まじきものを。」冠辭の心も詞も。後の世に思ひこしとは最と異なるもあり。そが中に一つ二つをいはゞ。ひさかたのそら。神風のいせなど。語はもとの如くて。いふ心かはれり。篠(サヽ)なみのしが。さゞら波いそこせぢの類は。今は同じことゝ思ふを。清み濁る一言によりて。いとも異になり。又今のまなの訓にたちはきと有るを。くしろつくとて擧け。みくさかると有るを。みすゞかるとて擧たる類多し。ゆくりなく見て疑ふことあるなかれ。」天降(アモリ)つくかぐ山。花ぐはしさくらなどは。或人は冠辭ならずといへど。しか冠らせ馴れこしは。なを此の類とす。ゆゑよしを云ふは。然ならずと云はゞ。ちはやぶる神。たらちねの母などもならずとせんかは。」冠辭はいと〳〵上つ代より出づるぞ多く。藤原奈良などの朝にいひ出しとおぼゆるは少なし。しかありて久に云ひなれ來しは。藤原などの人すら用を體になせるありしまして奈良に至ては。靑によしくぬち。あしびきの岩ねなども云ひ。今の都にうつりては。たらちねとて母のことゝし。百しきとて大宮の事とせるたぐひ多し。然ればいと古へなるもて意を知おきて。流れ轉りこし樣を見るべし。流れ分れたる末よりは。みなもとの水の心の思ひ測られぬもの也。云々と云へり。

富士谷御杖は其の北邊隨筆に云く。歌に優艷をあらせむとて川ひたる物と皆人おもへり。つら〳〵おもふに冠は所詮よせのみなかきなり(よせとは世にいふ序歌なり。亡父成章つねによせ歌をいひつけたり)。よせ歌に二種ありこなせ。うちよせこれなり。たとへば萬葉集卷十二「舊衣著楢乃山爾鳴鳥之間無時無吾戀良苦者(フルゴロモキナラノヤマニナクトリノマナクトキナクワガコフラクヘ)」かうやうなるをよせ歌といふ。同集卷十八「道邊乃五柴原能何時毛何時毛人之將縱(ミチノベノイツシバハラノイツモイツモヒトノヨルサン)言乎思將待(コトヲシマタン)」これらなば打寄せといふ。その心を寄せたると。たゞ詞のうへなよせたるとの差別めなり。この二種冠にもあり。たとへば「くれなゐの匂へる」などは寄せのすぢなり。「時津風ふけひ」などは打寄の筋なる以て思ふべし。

上田秋成が著冠辭續貂の序に云く。古ことのおくがもしらず。みやびかなるにも。此からむり言なん。よろづのわざたくみに過せし。もろこしの歌にさへ。云しらぬさまなるは。いともあやしくたへなりける。こは言のはじめにも。なからにも。かむらせて。其ことのこゝろにはあたはぬものから。しらぶるよすが(いもが手をとらしの池。つがの木のいやつぎ〳〵)。うたふのみはあらで。くさ〳〵のあやなんある。まづ君をいはふを。始に(とほつ神吾大君。うち日さす宮)。物をほめ(花ぐはし櫻。とこよ物あべ立花)。或は物にしもたとへなし(こし〳〵ぼそのすがるをとめ。ぬば玉の夜)。ゆゑにつけ(大伴のみつ。しらぬ火のつくし)。あるは所のさまもていひ(葦がちるなには。こもりくの初瀨)。又言のあやならでも(朝ひらきこぎにし舟。家つ鳥かけ)。たゝ聲ながく。ゆたけくもうたひし物よ。「歌まくらといふは。歌よむ人の。おほやけ私にまれ。遠き國々。おのれ〳〵がうぶすなにいきかよふたよりに。みつゝふる處々を。をりにつけ。物にめでゝ。心すさびしつゝ打出たらん。草ぶしの枕ごとなれは。此上にも。中さだにも。言あやなせし名とも。おぼしたらずなん」と云ひ。冠辭なる名稱の當れるを述べて。猶裝ひ辭と名づくる事の穩なるべきを論

と。」よそひとしも云べくおもふは。必言の上にのみはあらで。歌のあや。ちらべのまゝに。詞のなからにも云ならひたればなり。其装ひたらんは。足引玉鉾の五言のみにはあらで。千葉の、かづ野は三言なり。にひばり、つくば。ぬつ鳥、雉子は四言なり。をひ牛の、三宅。木がくれ闇、卯月は六言にて。かきくらし雨、ふる河は。七言を詞の中に立入たりき。わぎも子に衣かすがのよし木川は八言。みなと入の蘆分小舟さはり多みは十二言なり。浪間より見ゆる小島の濱ひさ木。久しくなりぬといはんとて。本の句十七言またくかむらせたり。わさ田鴈がれ、はやも鳴かなん。河風さむし、衣かせ山は。三言を中に立入たるなり。又わぎも子か赤裳ひづちて植し田を、刈てをさめん藏なしの濱とは。濱の名をかしとて。二十四言のかむりなり。さるはかざし。冠。枕言も。世のならはせ言はかりには。いづれをも言べく。装ひとしもいはんぞ。おほらかに且つ古言のこゝろにもかなふへくおもふはいかに。五言七言のみならす。十二言十七言にも冠らすを。誰そや序歌と呼び習はせしを。是も如何にぞや思ゆ。序とは文家次二第其事一列二卷首一と云ふ義なる由には。此装ひのみかは綾なしつる言の名にふさはしくもあらぬ云々と云へり。

【枕詞は呼出し辭なりとの說】中根彪の說に云く。天と云はむとてまづ久方と云ひ。地と云はむとてまづあらかねと云ふ。此の久方あらかねの類を枕詞とはいふなりけり。凡そ枕詞と云ふものは五種の詞へ續くものにて。一つには名詞へ續くあり。例へば「足引きの」山の如し。二つには動詞へつゞくあり。例へば「玉櫛笥」明くの如し。三つには形容詞へ續くあり。例へば「ぬば玉の」黑きの如し。四には副詞へ續くあり。例へば「しのゝめの」ほがら／＼との如し。五には聲音へつゞくあり。例へば「いなみのゝ」いなの如し。かく五種の別はあれど。そが性質は同じものなれば。おしなべて一つに云ふべし。されば見む人其の心あらまほし。文にまれ歌にまれ。古へは皆此の枕詞としも云るものを用ひたるにて。文に見えたる古き例を云へば。神代紀に眞髪觸奇稻田媛(マカミフルクシナダヒメ)とありて。神功紀に幡荻穗出吾(ハタスヽキホニデシアレ)也。また天疎向津媛(アマサカルムカツヒメ)命(ミコト)など見え。履仲紀に鳥往來羽田之汝妹(トリカヨフハタノナニモ)と見えたり。後の者なれど三代實錄の清和紀に。薦枕高御產巢日神(コモマクラタカミムスビノカミ)と云も見ゆ。然るを後世に至ては。文に用る事ほとほと稀にはなりにたり。されど歌には今も人の用ふる事誰も知るが如し。」枕詞と云は古へには無かりし稱なり。されば本居宣長は。玉勝間八に「世に枕詞と云。此の名古くは聞きも及ばず。中昔の末より云ふ事なむめりと云ひ置れたり。加茂眞淵の冠辭考一の初めに云く。公望が日本紀私記に。かのいすぐはし千早振など樣の詞をば發語と書て侍り。然れば枕詞てふ語は延喜。承平などの御時までは無くて。後ちに云ひ出しゝなりけり」と。此れに依りて枕詞は古へよりの稱にあらぬ事を知るべきなり。」さて又枕といふ名に就ては。玉勝間八に「凡て物のうきて間のあきたる所をさゝゆる物を。何にも枕と云へば。名所を歌枕といふも。一句詞のたらで明きたる所に置くよしの名と聞ゆれば。枕詞と云ふも其のでうにてぞ云ひそめけむかしとありて。又吾師の冠辭と云はれたるぞ理り叶ひてぞありける。然かはあれども。今は普く枕詞と云ひ習ひたれば。ことわりは如何にまれ。さてもありぬべくこそ」と見えたる。洵に此の詞の如し。」枕詞さては冠辭と云へるものゝ。其が名稱は何れを取るにもあれ。かゝるものゝ古く起りそめて今に絶えざるは。必ず一つの理由(コトワリ)のあるべきなり。其は如何なる必用ありて起りたるにや。試に一渡り陳ぶべし。」今世に普く廣ごれる文法書を見るに。枕詞は言語を修飾し。風調を整へむ爲めに置くものなりとありて。又詞のあきたる所へおくものなりとのよしに見えたり。此は古よりの說にして。今の文法家の異說を加へざるを。おのれは茲に一家の言あり。そは次々に云ふべし。おのれつら／＼考るに。枕詞は修飾の爲めのものにはあらで。呼び出し詞。さては次なる詞を引き出す爲めの詞にぞあるべき。かく云へば許る人もありぬべければ。其の由を云はむ。例へば山と云ふにまづ足引きといふは。いで今よりやがて山と云ふぞとの。豫め人をして注意を起さしむるものなるべしと云ふにあり。其故如何と云へば。古へは凡て歌を謠ひたるものなるが故に。謠ふ時などに久方と云ふを聞きては。いち早くもあらかじめ心に空と云ふ事を思ひ浮べ。千早ぶると云ふを聞きては。神と云ふ事をあらかじめ心の底に思ひ浮べをる。其れに伴ひて空さては神といふ詞を聞く時は。初めより何の事を云ふとも知らで。直ちに空或は神と云ふ詞を聞くとは。自から其間にけぢめのありて。何分か強く空或は神といふ事を心に思はしむるなるべし。かくて枕詞はやがて作ひ來らむとする詞を。強く感ぜしむる爲めのものとぞ思はるゝ。前後の句を修飾せむ爲めのものとは思はれず。若し又然か爲す時は。神には千早振といふ樣の。精しき沙汰の無くても何の障りかあらむ。例へば久方の神と云ふもよけむ。然るをかく／＼の詞にはかく／＼の枕詞を用ふる事と。精しき沙汰の有るより推しはかり考るに。必ずそこに一つの理由と云ふものゝなくて止みぬる事のあるべきぞや。其が理由とは前にも云へるが如く。枕詞と云へるものゝ性質は。正に云はまほしき事を先きに引き出す力あるものなりとのそれなり。」古事記傳三の二十一葉にも見えたるが如く。古へ

は後世と異りて。文詞にも多く枕詞を用ひたるにて。其の例はいと初めに擧けたるが如し。抑も文詞は歌と異れるものにて。聲高に打誦すものにもあらず。然れとも心にて讀みもて行くからに。若し枕詞に逢はゞ。次なる詞は自から知らるゝものにぞありける。然してそは歌の時と露たがはず。」世に行はるゝ文法書の如く。修飾せむ爲め或は風調を整む爲めのものなりとせば。云はまほしき詞の上は得も云はず。下へもつゞけて。例へは久方の空飛ふ云々とも。又は空飛ふ久方云々とも。さまざまに云ふべかりしを。枕詞を下に置く事はをさ／＼見えざれは。此れをもても。句を修飾せん爲めのものとは思はれず。

【枕詞は必要物たりしとの說】三溪の說に云く。「余は中根先生の枕詞の說を讀みて。其の普通の說より一歩を進めたるを喜びぬ。而して余は猶百尺竿頭更に一つの考あり。即ち上古に在ては枕詞は無くてならざる必要物たりしとの考なり。」枕詞には續き方より云へば。先生の云ふ如く五種に分つべきも。其の出來たる性質より分ては。六種に分つべし。」(甲)は即ち天さかる鄙。くらげなす漂へる。草枕旅の如く。實際の說明なり。」(乙)は比喩的にて。ぬば玉の闇。白妙の雪。鹿自物膝折伏。萱の根のいやつぎ／＼の如し。是等は「の如く」なる意味を有すれば。現今之を用ひても其意味は通すべく。全く無意味のものには非らず。此の種類は短き詞のみにあらず。長く一句一文として用ひられたる例あり。即ち「山鳥の尾のしだり尾の長々し夜を」と云ふが如し。」(丙)は歷史的にて。是は其の昔こそ意味ありたれ。今は多くは無意味に陷れり。即ち水すゞ刈る信濃。もゆる火の筑紫の如し。古昔は信濃國には薦が生じ居たるべけれど。今は左る草も生じ居らざれば。無益の枕詞となるなり。」(丁)は單に音聲の似通ひたるものにして。意味の上には何等の關係なく。文章の飾となしたるものと見受けらる。即ち「あらゝ松原つばら／＼に」「いな舟のいなには有らぬ」。此類は前二者よりも後世に出來たるものなるべし。」此三種共に後世之を摸擬して增補したるもの多し。」(戊)の種類には之に拘らざるものあり。地名には必ず枕詞を付くるものと思ひ。後世に至りて。無理に付けたるものにて。是等に至ては僅の緣故によりて付けたる者多し。大船の楫取と云へば。緣故も深かるべきを「夏衣かどり」と云ふは葛織と音の通ずるより。夏衣と付けたるなり。又あられ降る鹿島と云は。霰の降れば喧ましき音するより付けたる也。蟹が這ふ横濱と云ふは。横と云ふ丈の意にて付けたる也。木綿襷掛けまくも。梓弓はる。梓弓ひくの類何れも「掛」「張る」「引く」の装飾として。求めたる緣故なり。」是等は歷史的にも非らず。比喩法にも非らず。音聲にも非らず。之を混同して作りたるなり。」此等の外にも。後世は之を用ふるの方法も擴張せられて。玉匣蓋又は箱と用ひたるを。玉匣あくと用ひ。久方の天を。久方の星ともつゞけたる類あり。」又隔承法となして。直接に續けずして。一語を隔てゝ續くることも始まりたり。即ち「梓弓行く春」「新玉の立つ年」の如し。」斯く競て種々の用ひ方をなしたる間にも。天明の頃の文運隆盛時代に當て。學者は一の注意を惹起し。枕詞を用るに當て。成べく緣故ある者を撰むことゝなれり。例へば難波と云ふ地名には。「みけつ國」「あしが散る」。「押てるや」。等三種の枕詞ありて。何れを用ふるも差支なしと雖も。其の續きの句に於て。漁業又は食物の事を述んとするには「御食つ國」を用ふる方尤も味あり。繁昌又は君德の明なるを述べんとするには「押照るや」を用ること最も巧に見え。秋季の歌なれば「蘆が散る」を用ふる方。緣故ありて佳きの類。各々其の用捨あるべき事なり。

以上の外に。一種(己種)と稱すべき種類あり。其は今より見れは全く不用の語なれば。中根先生は呼び出し言葉と云れたれど。去る呼び出し詞が何の必要有て出來たるや。是には理由なくては叶はじ。余の考にては是は區別の爲めなるべし。」區別の爲とは。例へば德川氏の頃大名の同姓多くある時は。他の詞を冠して之を呼ぶを多く。一の本多氏は邸内に梅の木の多ければとて。梅の木本多と云ひ。一は赤玉の槍印を付くればとて。赤玉本多と云ひたるが如く。又文字にも同音の者二つあれば之を「おくのお」「口のを」と云ひ。「大邑」「小阜」と云ひ。「丸のノ字」「杖つき乃ノ字」と云ふが如く。又今活版職工が邦の字を「ホウクニ」と云。國の字を「コク國」と云ひて之を分ち。「イヘ舍」「カミ社」「モノ者」など云ふて「シヤ」の字を分ち。「ブツ物」「シヤ者」と云ひ。「エイ永」「チヤウ長」など云ひ區別すること。殆んど凡ての活字に斯る名を付け居るが如し。又普通談話の間にも「キミ公爵」「ソウロウ侯爵」と區別し。人の名にも三ザウ。クラ藏。ツクリ造と區別するが如く。其必要は決して虛飾の爲めには非らざるなり。」之と同しく古人も。天つ日と。もゆる火と區別して言ひたる例あり。アメにも天と雨とあり。クモにも雲と蜘蛛あり。ツチにも土と槌あるの類。互に紛はしければ。之を久方の天と云ひ。さゝがにの蜘蛛と云ひ。あら金の土と云ひて。區別せしものなるべし。其他意味の分らざるもの今は多く之ありと雖も。其當時は必ず此種の理由ありしものと見るべきなり。」或は云はん。然らば久方の天と云ふに對して。飴と雨とには何とも枕詞なきこと如何に。さゝ蟹の蜘蛛に對し

て。冥には何とも枕詞なきを如何と。余は答へて曰はん。夫は或は昔はありて今亡びたるものあるべしと雖も。當時必しも兩樣ともに枕詞ありしや否は慥ならず。或は片方には初より之なかりしにもあらん。其の例は「ゐ」ノ字をば「丸ゐ」と稱すれども。之に對して「い」の字には區別の名なく。「え」の字には「元え」と云ふ名あれども。之に對して「ゑ」の字に別に區別の名なし。隹の字はふる鳥と名づけ。酉の字は日讀みの酉と名つくれども。之に對して鳥の字に何の區別なし。毛利氏の中に槍印が團飯の如しとて「モッソウ毛利」と名づけたる家あれども。之に對して他の毛利に區別の名付きたるはなく。海賊橋に邸ありとて「海賊牧さま」と云ふ家あれども。之に對して他の牧樣を聞かざる如し。」又或は曰はん。斯く區別の名ならんには。天の字は常に久方のなる枕詞と同時にのみあるべきに。時として否寧ろ多くの場合に天と云ひて久方のを付せざるを見れば。區別の名たる說は諾ひ難しと。余は答へて曰はん。然り或は然らん。然れども「元え」「藏ザウ」の類も。必しも「元」「クラ」なる區別の名を冠らずして。單に「え」「ザウ」とのみ云ふ事多し。其の必要なき時には「久方」を付せざることもあるべきなりと。」此の如くんば。此の已種に屬するものは。之を區別の名として說明する時は說明し難からず。或は又區別の名に非らずと云ふ人もあらん。曰く。上古言語音聲の未だ一致せざりし時には。單に「アメ」と云ひても。田舍人又は異人種が之を解しがたく思ひしを以て。ヒサカタノなる語を付けて云ひたるなりと。或は左る理屈もあるべし。」要するに。後世のものには。單に裝飾の爲めなるものありと雖も。古く枕詞の生じたりし時には。無くて叶はざる必要ありて起りたるものに相違なきなり。

【重なる枕詞】眞淵の冠辭考は紀記萬葉にある總ての枕詞を解釋し。上田秋成の冠辭續貂は其以後の歌集の枕詞までを解釋したれば。枕詞を見て其の意味の如何を知らんとする者の便とする所なり。然れども。歌よむ人の歌よむに當りて。或る語の上に冠らすべき適當の枕詞を探らんとする時には。何處を探して。求め得べきや。其の便に供すべき事あることなし。故に今右二書に載せたる枕詞を類別となし。之を左に揭ぐ。奈良の枕詞を得んと欲する人は。地名の處を見れば。青丹よしを得べく。年の枕詞を得んと欲する人は。時の部の處を見れば。新玉のを得べきなり。

時の部

ゆふづく夜	あかつきやみ
たまくしげ	あけ
しのゝめの 又いなのめの	あけゆきにけり
あから引く	あさ
坂鳥の	朝越まして
むら鳥の	朝立ゆけば
とぶ鳥の	あす
玉の緒の	あひだ
よする波 又降る小雨	あひだも置て
たまきはる	いく代
いはひつぎ	いくよ過てあらん
はふくずの	いや遠長く
いちしばの	いつ志か
いちしばの	いつも
まさきづら	彌常(イヤトコ)しきに
こぐれ暗	うづき
あどろ木に	おほくの日をも
あづさ弓	すゑ
すみぞめの	たそかれ時
あらたまの	つきひ
ゆく水の	時ぞともなく
あらたまの	とし
玉の緒の	ながき
たく繩の	ながき命を
おく手なる	ながき心
すがのれの	長き春日を
あきの夜の	長きをかこてれば
春の日の	ながくや人を
さすさの	ながく
あか網の	ながく
ぬばたまの	れてのよふべ
されかつら 又のち瀬山	のちも逢はん
かぎろひの	春
あづさゆみ	はる
白まゆみ	はる
うちなびく	春さり來れば
あどろ木に	日をへて
みづ莖の	久しき時ゆ
はまひさ木	久しくなりぬ
あらたまの	ひと夜
から衣	ひもへず
から衣	ひもゆふ暮
あかねさす	ひる
うづら鳴く	ふりにし
初雪の	ふりぬる事も
あしがきの	ふりぬる里
いそのかみ	ふるき都の
玉の緒の	短き
もゝよ草	もゝ世
かぎろひの	夕さり
すみぞめの	夕べになれば
なよ竹の	よながき
なよ竹の	世にへぬ
蘆のねの	夜の短くて
志のすゝき	よひ
うつせみの	世人
くれ竹の	よゝ
竹河の	よゝを
あづさゆみ	よる
ぬば玉の	よる

天文○數○音及び色の部

あら染の	あさら
ひさかたの	あま

マクラ

マクラ

ひさ方の　天(アメ)
ひさかたの　雨
あしびきの　嵐
そに鳥の　あをき
さにづらふ　いろ
くれなゐの　色に
菊の花　うつろ色
あづさゆみ　音
山かはの　おと
しとみ山　おろしの風
たま蔓　影に見えつゝ
ちりひぢの　又しづたまき　數にもあらぬ
しろたへの　雲
ぬば玉の　くろ
たくぶすま　しら山風
ひさかたの　月
ぬばたまの　月
あかねさす　日
あからひく　日
かぎろひの　火
玉くしげ　二(フタ)
さきくさの　三(ミツ)
あかねさす　むらさき
百足らず　百つたふ　八十
しろたへの　ゆき
ぬばたまの　夜ぎり

地理の部

まくさかる　又まきたつ　あら野
まぐさ刈る　又まき立つ　あら山

みづとりの　あを葉の山
みづゝたふ　さゞれ波　いそ　磯越路(イソコセヂ)
玉拾ふ　いその國
しらまゆみ　いそべの山
かぎろひの　岩
あしびきの　岩
つぬさはふ　岩野
しきたへの　家
敷甃(ジキモ)あふ　家と思ひて
たまきはる　內
いさなとり　海
となみなる　うみに浮居て
わたのそこ　沖つ深み
玉くしげ　奥
あまぐもの　奥がも知らず
もゝしきの　大宮
あさがすみ　蚊火屋が下
つくばねの　此面(コノモ)
はしだての　さがしき山
しなたゆふ　さゞ浪路を
あし原の　しげゝき小屋
あきやまの　下火が下
したひ山　下ゆく水
玉かたま　島ぐま山
栲領巾(タクヒレ)の　白濱波
あつさ弓　すゑ　末中(スヱナカ)
あづさゆみ　さき竹の　又山すげの　そがひ岨とも
さき竹の　又山菅の　そがひに根しく

かたもひの　そこ
いはゞしる　瀧
あらかれの　つちの下にて
まくらつく　妻屋
三つ栗の　中
さきくさの　中
いさなとり　灘
いさなとり　濱
あまさかる　鄙(ヒナ)
ま木さく　檜の板戸
まきさく　檜の妻で
おく山の　まきの板戸は
たまぼこの　道
したのおびの　道はかたたく
うちひさす　宮
さき竹の　宮
牡牛(コトヒウシ)の　屯家(ミヤケ)の方に
百しきの　宮都
ひさかたの　都
百足らず　八十隈手
百足らず　八十の島わ
あしびきの　山
もとがしは　もと
あづさゆみ　もと
あらがきの　よそ
あまくもの　よそ
春がすみ　よそにも
ま玉つく　遠近(ヲチコチ)かれて

地名の部

ゐまちづき　あかしのと
ともしびの　あかしの大門(オト)に
いもがかみ　あげさゝば野
あがこゝろ　あけしの浦
あふ事を　あこぎが島
いもに戀ひ　あごの松ばら
しゝゆく　あさかの國
くれなゐの　あさばの野ら
千刄破る　あさまが嶽
たまくしげ　葦木の川
御食(ミケ)向ふ　味生(アヂフ)
おきつ鳥　あぢふの原
とりがなく　あづま
しなが鳥　あは
みけ向ふ　あはぢ
わぎも子に　あはぢの島
なつぐさの　あひれの濱
世と共に　あぶくま川
君が代に　あふさか山
わきもこに　あふ坂山の
にほてるや　あふみの海
たまかたま　あべしま山
天降(アモリ)つく　天のかぐ山
人心　あらしの山
草かげの　あらゐの磯
たゝなづく　あをがき山
つるぎたち　いかごやま(香山)
八百によし　い杵築の宮
君をおきて　いくたの浦
妹か家に　いくりの森
さくくしろ　又さくすゞの　いすゞ

さゞくしろ 又さくすゞの	いすゞの宮
みけつくに	いせ[illegible]
かんかぜの	いせの國
すゞ六の	いちば
たゝなめて	いづみの川
かはづなく	いづみの里
やぐもたつ	いづも
やくもたつ 又やくもさす	いづもの子ら
やくもたつ 又やくもさす	いづも八重垣
いもがゝど	いでいりの川
はとりの	いとまの國(伊勢)
たゝなめて	いなさの山
立わかれ	いなばの山
ものゝふの	いはせの森
つるぎ大刀	石床(イハトコ)の社
角障(ツヌサハ)ふ	いはみの海
百づたふ	いはれの池
なき事を	いばれの池
つぬさはふ	いはれのいけ
おすひを	いひだかの
いもらがり	いまきのみね
君と我	いもせの山
いもがかど	いりいづみ川
ひなぐもり 又ひのくれに	うすひの坂
千早振る	宇治
ちはや人	宇治
ものゝふの	うぢ川
衣でを	うちわの里
なつそ引	うながみがた

まとりすむ	うなてのもり
なつそ引	うなびを指して
たまだすき	うねびの山
はる草を	うまくひ山
あきがしは	うるや川邊の
にほとりの	おき長川
あをばたの	おさかの山
あまびこの	音羽の山
みつぎ積む	大くら山
火よどの	おほせど
空かぞふ	おほつのこが
さゞなみの	大津の宮
おきつもの	かくれの山
あられふり	鹿島のさき
はるびの	春日を過ぎ
あもりつく	かせ山
しなてる	片しは川
あふことの	片原
しなてる	かた岡山
にほどりの	葛飾早稲
ちばの	葛野を見れば
あをやぎの 又はるやなぎ	葛城
はる柳	かづらき山
玉かづら	葛城山
しもと結ふ	かづらき山
おほぶねの	楫取(香取)の海
なつごろも	香取の浦
ちはや人	金のみ崎
ちはやふる	金の御崎
なまよみの	甲斐の國

たきゞころ	鎌倉山
いはばしの	神南備
うまさけを 又うまさけ	かみなび
かはづ鳴く	神なび川
ちはやふる	加茂
ちはやふる	かもの社
ちはや人	かもの社
ことさへぐ	韓の崎
あま飛ぶや 又あまたむ	輕路(カリチ)の池
とほつく	かりぢの池
若薦(ワカコモ)を	かりぢの小野
あまとぶや 又あまたむ	輕の道
あまとぶや 又あまたむ	かるの社
うちなびく	草香(日下)の山
はやさめ	くだみ山
言さへぐ	くだらの原
はしだての	倉梯山
我戀に	くらぶの山
さつき闇	くらまの山
すみぞめの	鞍馬の山
さしずみの	栗栖の小野
あられ降り	きしみが岳
あさもよし	きぢ(紀路)
からころも 又ふる衣	きならの里
からころも 又ふる衣	きならの山
みけむかふ	きのべ
あさもよし	城のべの宮
あさもよし	木びと

むらさきの	こがたの海
まくらかの	こがの渡り
ひなさかる	こし(越)
朝ぎりの	こはた(木幡)
吾妹子の	ころも春日の
しら鳥の	さぎ坂山
栲領巾の	さぎ坂山
あめなる 又天なるや	さゝらの小野
はや人の	薩摩のせと
たまもよし	讃岐
かはづなく	保川
うちのぼる	佐保の川原
なぐはし 又なくはしき	さみねの島
たちのしり	さやに入野
さゞなみの	志賀
みこもかる	信濃
みすゞかる	しなぬ
あを雲の	しらかたの津
たくづぬの	新羅(シラギ)の國
たくぶすま	しらきの國
みけつくに	志摩
ま玉づく	す　原
うまざけ	鈴
うちよする 又うちえする	するが
はや人の	せと
ますげよし	蘇我のかはら
をとめらが	そでふる山
大津の	高師
おほとりの	高しの濱
おきつ波	たかしの濱

マクラ

マクラ

枕詞	地名
こもまくら	高はし
こもまくら	高瀨のよど
衣手を	高屋
なき名のみ	高尾山
ちゆえさす	竹田の國
うちわたす	竹田のはら
ぬす人の	たつたの山
なき名のみ	立田山
あききりの	立野
なき名のみ	辰の市
ころもでの	たながみ山
木綿疊(ユフダヽミ)	たなかみ山
くじろつく	たふしの崎
太刀の尻	玉卷く田居
雨により	田蓑の島
ゆふたゝみ	手向のやま
うちたをり	多武の山
ますらをの	たゆひが浦
岩はしる	たるみ
しらぬひ	筑紫
うまのつめ	筑紫の崎
にひばり	筑波を過て
しなてる	筑間さぬかた
あられよし	津島(ツシマ)
もゝつたふ	角鹿(ツヌガ)のくに
大船の	津守が浦に
みはかしを	劍の池
したひもの	ときの郡
やきたちの 又やきたちを	となみの關
ほとゝきす	とはだのうら
しらとりの	とば山松
あられふり	遠つ淡海(遠江)
あられふり	遠つ大浦
いもが目を	とみの岡邊
いめたてゝ	富のをかべ
あらひ衣	鳥かひ川
いもが手を	とろしの池
御心を	長田の國
うみ緒なす	長門のうら
我いのち	長門のしま
うみをなす	長柄のみや
君が代の	ながらの山
衣での	なぎの川
みな月の	なごしの山
いさなどり	灘
むらさきの	名だかの浦
みけつくに	難波
あしがちる	浪華
おしてる	なには
おしてるや	なにはの崎
おきつもの	名ばりの山
あをによし	奈良
みてぐらを	奈良より
吹風を	ならしの丘
まがれふく	壬生(ニブ)のまそほ
みけつくに	ぬしま(野島)
なつくさの	ぬしまが崎
ひもかゝみ	のどかの山
おほとりの	はがへの山
鳥かよふ	羽田(ヘダ)
こもりくの	泊瀬(長谷)
あまをぶね	はつせの山
なぐはし 又なくはしき	はなみの海
みがしほ	針間(播磨)
あまづたふ	ひがさの浦
ふすまぢを 又はびきた	引手の山
衣での	常陸
しらまゆみ	ひだの細江
常ならぬ	人國山
あめなる 又あめなるや	ひめ菅はら
ちはやぶる	平野
さゞなみの	比良山
みこゝろを	ひろたの國
あき風の	吹あげの濱
ときつ風	ふけひの浦
くし神の	ふたかみ山
かきかぞふ	ふたがみ山
あらたへの	藤原
いめびとの	伏見
さゞなみの	故きみやこ
こもだゝみ 又八重だゝみ	平群の朝臣
やへたゝみ	へぐりの宮
こもだゝみ 又八重だゝみ	へぐりの山
たゝみごも	平群の山
みづたてを	ほづみ
おほくちの	まがみの原
いもがそで	まきゝの山
こらが手を	卷椋山
うつゆふの	まさき國
しらはまの	まなごの國
しら島の	まのゝ國
ふるころも	まつちの山
とはつく	松下道
とほつく	松らの川
衣での	まわかの浦
大津の	三浦
立花の	三依(ミエリ)の里
あまごもり	三笠山
たかくらの	みかさ山
あまごもり	みかさの山
おほきみの	みかさの山
あさしもの	御木(ミケ)のさを橋
いもがめを	みそめの崎
しらまなご	三津
おほともの	みつの濱
みけむかふ	みな淵
もゝしぬの 又もゝしれ	みぬ(美濃)の國
若たゝみ	三重の河原
たまくしけ	みむろの山
うまさけを 又うまさけ	三諸
うまさけな 又うまさけ	三輪
あさづくひ	むかひの山
たまはやす	武庫
かはづなく	六田の淀
たゝみごも	むらぢが磯
つまごろも	やがみの山
ものゝふの	八十宇治川

枕詞	被枕詞
つぎねふ	山城
もゝたらす	山田
つまこもる	入上の山
志きしまの	大和のくに
そらみつ 又そらにみつ	やまとの國
つまこもる	矢野の神山
眞鉋(マカナ)もて	ゆけの河原
さつ人の	ゆづきが嶽
いもが袖	ゆふば川
まよびきの	よゝし山
水たまる	よさみの池
あをみづら	よさみの原
みこゝろを	吉野の國
なぐはし 又なくはしき	よしのゝ山
いかるがの	よるかの池
こまつるぎ	わざみが原
おほぶれの	わたりの山
うまざけ	ゐかの市
かはづなく	ゐでの玉川
しながどり	猪名
春がすみ	井の上(ペ)ゆ直(タ)に
つま籠る	小佐保
つるぎ太刀	をやにの社(伊豆にあり)
たまだれの	をち野
ま玉つく	をちの原
さごろもの	小筑波(チツクバ)嶺
しらとほふ	をにひた(新田)山

人倫の部

枕詞	被枕詞
石たぶや	天馳使(アマハセツカヒ)
さにづらふ	いも
ぬば玉の	いも
しまつどり	鵜飼がとも
なみく物	うつくし妻
ふるころも	うち棄人
はしむかふ	おとの命
あかれさす	きみ
さにづらふ	きみ
さす竹の	きみ
かきつばた	君とも
ぬえこ鳥 又ぬえ鳥の	片戀づま
たまぢはふ	神
ちはやふる	神人
あさとりの	かよひし君が
あまとふや 又あまたむ	かるの乙女
あしびなす	さかえし君が
さくら花	さかゆる乙女
さはへなす	(さわぐとれり さわぐ子ども
あからびく	しきたへのこ
あきやまの	したべるいも
大魚(オホヲ)よし	鮪(シビ)つくあま
こしぼその	蜂腰(フカル)乙女
ゆく川の	過にしいも
もみぢばの	過にしきみが
ゆくかはの	過にし人
梅の花	好者(スキモノ)
あり衣の	室の子等
玉たれの	たれ
ちゝのみの	父のみこと
かぜのとの	とほきわぎもが
わかくさの	つま
まくらづく	つま
さす竹の	とれり
やまふきの	匂へろいも
秋はぎの	にほへる妹
あきつ羽に	にほへる妹
かきつばた	にほへる妹
つゝじはな	にほへる君
たちちれの	はゝ
はゝそはの	はゝのみことは
みかしほ	針間早待
はるさめの	ふる人
つるきたち	ひつぎのみこ
かこじもの	ひとりご
まき拆(サ)く	ひのみかど
たかひかる	ひのみこ
たかひかる	ひのみや人
あぢさはふ	めがほろきみ
嫩草(ヌエクサ)の	めにしあれば
つるぎたち	みにそふ妹を
花ぢちす	みのさかえ人
武士の	八十宇治人
武士の	八十とものを
うつせみの	八十とものを
武士の	八十の乙女
たま藻(モ)なす	よるれし妹を
とほつ神	我大君
やすみしゝ	我大君
さにづらふ	わが大きみ
志ら玉の	我子
うちわたす	をちかたびと
武士の	をとこをみな
さにづらふ	をとめ
玉藻かる	乙女
うちそはし	をみのおほきみ
打麻(ドチソ)を	をみのおほきみ
うちそを	麻績(ヲミ)のこら
うちそはし	をみのこら
みなそゝぐ	をみのをとめ
みなぞこふ	をみのをとめ

人名の部

枕詞	被枕詞
水だまる	池田のあそ
やくもたつ 又やへもなす	いづもたける
つぬさはふ	いはのひめ
玉きはる	宇治の朝臣(アソ)
さゞなみの	大山もり
まがみふる	くしなだひめ
さゞなみの	國津御神
みづ〳〵し	くめのこ
みづ〳〵し	久米のわくご
はたすゝき	くめのわく子
こもまくら	たかみむすびの神
みなそゝく	しびのわくご
いはたゝす	すくなみ神
まそがよ	そがのこら
ひかるかみ	鳴機(ナルハタ)乙女
たかゆくや	はやぶさわけ
こもたゝみ 又八重だゝみ	へぐりのあそ
やほだてを	ほつみのあそ
とほつく	まつらさよひめ
なゆたけの	み子ども
もゝしれの 又もゝしれ	みれの大きみ

マクラ

ありぎぬの　三重のこ
あまざかる　むかつひめ

人事の部

ひさ方の　天つ罪
あしほ山　あしかる科(ツミ)
朝つゆの　いのち
うつせみの　いのち
たまきはる　いのち
ぬば玉の　いめ(夢)
うの花の　うき事
うき草の　うき事
うき草の　うきたる戀
こぐ船の　うきたる戀
かもじもの　うきねをすれば
竹の子の　うきふし
うたがたの　うき身
玉の緒の　現し
つきくさの　現し心
しゞくしろ　熟寢(ウマイ)寐し間(マ)に
染ゆふの　うみし心
葛の葉の　うらみ
天彦の　おとづれ
入ひもの　おなじ心に
まそかゞみ　面かげ
磯貝の　片戀
つきくさの　かりなる命
つきくさの　けぬべき戀
おく露の　消ぬべき我身
露じもの　けやすき我身
むらきもの　こゝろ
くもゐなす　心いざよひ

いなぶれの　心かろ〴〵
こづみなす　心はよりぬ
山彦の　こたへ
山彦の　聲
篝火の　そこにこがるゝ
くさまくら　旅
あまぐもの　たゆたふ心
壺菫　罪おかしぬる
つゆ草の　つゆの命
つるぎたち　なが心から
にはたづみ　ながるゝ涙
名取川　なき名とりては
志ら波の　なごり
難波潟　名に似もあらず
つるぎたち　名の
繩のりの　名はかつ告らじ
勿(ナ)のりその　名はのりてしを
あやめ草　根なき命
ねぬなはの　ねぬ名はたてじ
垣穂なす　人の邪言(ヨコゴト)
まろふすけ　まろがまろ寐
うつせがひ　實(ミ)なき言もて
つるぎだち　身に添ひねゝは
つるぎばの　身を切くだく
杖足らぬ　八さかの歎
現身(ウツセミ)の　八十事
ものゝふの　八十の心
草づゝみ　やもひ
いはゞえの　よるの契り
こまつるぎ　わがかげ

マクラ

あわ雪の　わかやる胸
もゝつたふ　わたらひ
わたり川　わたるてふ名

支體の部

あしがひの　又あしなへの　あしなへわがせ
にほ鳥の　足ぬらし
にほ鳥の　足のいとなき
あぢさはふ　いもが目しば見ずて
うつせみの　妹がゑまひ
うなひ子が　打垂れかみ
ひだり手の　おくの手
道しばの　おどろの髪
たくづぬの　しら髭
たくづぬの　白きたゞむき
ねじろの　しろたゞむき
もちつきの　たれる面(オモワ)に
あからびく　肌
三日月の　まゆかき
たゝなづく　柔肌
うちなびく　わが黒髪

動物の部

島つどり　うかひ
みなしたふ　うを
おきつ鳥　かもちふ船
いへつとり　又にはつとり　かけ
とほつ人　かりが來なかん
ぬつどり　雉子(キヾシ)
みちのくの　こまほし人
ひさかたの　こま
ぬば玉の　こま

ころもでの　ましろのこま
さゝがにの　くものおこなひ
いすぐはし　くぢら

植物の部

わぎも子に　あふちの花
うましもの　あべ橘
もゝたらず　五十槻(イツキ)
ものさはに　おほやけすぎ
いなむしろ　かはそひ柳
おとにのみ　菊のしら露
とこよもの　この橘(タチバナ)
はなぐはし　櫻のめで
かやり火の　下もえ
さすやなぎ　根ばる梓を
うき草の　根をたえて
しひ柴の　葉がへ
うちなびく　はるの柳
くれなゐの　一叢蘆(ヒトムラアシ)
とぶさたて　舟木伐る
とほつく　松下道
さにづらふ　もみぢ
もゝたらず　やすまの木
をとめ等に　行逢ひの早稻
しらがづく　木綿(ユフ)は花かも
さくらをの　又かにはをの　をふの下草

器財及衣服の部

にはに立つ　あさで小衾
百たらず　筏
たまだれの　糸のたえま

マクラ

みとらしの	あづさの弓
いはばしの	鐙
くれはどり	あや
飛騨人の	うつ墨繩の一すぢに
さひづるや	から磨につき
漕ぐ船の	梶取敢へず
あさびらき	こぎにし舟
しろたへの	ころも
朝あけの	衣
あらたへの	ころも
しきたへの	衣の袖
しろたへの	そで
ありぎぬの	たからの子等
しろたへの	たすき
しきたへの	たもと
しきたへの	とこ
うまじもの	繩とり付けて
さゝらがた	錦の紐
たむけぐさ	ぬさ取置きて
もゝつたふ	鐸(ヌテ)ゆらぐもよ
あらたへの	ぬのぎぬ
しら鷺の	濡衣
あかぎぬの	ひとうら衣
あしづとの	ひとへ
さにづらふ	紐
まそかゝみ 又玉くしげ	ふた
青づらの	ほだし
ゆふ月の	まかづり(勾釣)
しきたへの	まくら
たまだれの	みず
あさづく日	むかふ柘植櫛
しらがづく	木綿取つけて
たまだれの	をがめ(小瓶)
玉だれの	をす(小簾)

形容詞の部

はこ鳥の	明てくやしき
山かはの	あさまし
澤水の	あさまし
かけはしの	危き
うまごりの	あやに羨(トモ)しき
くものゐの	いぼそき(細き事)
しづたまき	卑しき我が故
うき草の	うき事あれや
夏ごろも	うすき
花ぞめの	遷(ウツロヒ)やすき
はれず色の	うつろひやすき
つき草の	うつろひやすき
宇土濱の	うとき
くづの葉の	うら寂し
しほがまの	うらさびし
みなのわた	か黒き髪に
いはくやす	かしこき
逢ふ事の	片飼(雛に通ず)
やく鹽の	からき戀
うたがたの	きえてはかなき
まそかゝみ	清き
いかり繩	くるしき
ふせやたき	涼しきそび
くまつゞら	つらし
やきだちの 又やきたちを	利心(とごころ)
くもゐなす	とほき
たきつせの	はやき心
蟬の羽の	ひとへに薄き
よる舟の	ひろま詫しき
わたつみの	ふかき
おく山の	ふかき心
眞木柱	ふとき心
うづらなく	ふるし
わかくさの	まし珍しき
いはばしの	まぢかき
玉の緒の	短き
ぬま水の	ゆく方なき

副詞の部

さゞら川	あながま(囂)
あはぢ島	あはれ
たまのをの	あひだ
ありま夢	ありつく
ありま夢	ありての後
わかれては	いくらの
いさや川	いさとを聞こせ
しら波の	いちじろく
いちしばの	いつしか
青柳の	いと長く
いなみ野の	いな
つがの木の	いやつぎ〳〵に
もち鳥の	かゝらばしもよ
みづのあわの	かた〳〵
しら雲の	大凡
しら雲の	かゝる
あら小田を	かへす〳〵
春の田を	かへす〳〵
かへる山	かへる〳〵
藻しほ木の	からくも
菱売の	刺(さ)しけく
つくし櫛	さして
なゝつごの	さやかに
なゝつごの	さやの口々
ありぎぬの	さゐ〳〵しづら
しばの野の	しば〳〵
蘆根延(ハ)ふ	下にのみこそ
たつ涙の	しば〳〵
菅の山	すがなく
たま葛	たゆる事なく
筑波山	つく〳〵
あさぢはら	つばら〳〵
かぢのおとの	つはら〳〵に
あさ氷	とく〳〵
瓜つくり	となりかくなり
山しろの	とはに
玉のをの	たえて
いははえの	中々
すがのねの	ねもごろ
蘆のねの	ねもごろ
はつ雁の	はつかに
ゆく水の	はやく
はや舟の	はやくも
しら雲の	一むら
かぎろひの	一め
あしづとの	ひとへ
かしのみの	ひとり

マクラ

かこともい　ひとりして
蘆しげみ　ひまなく物を
しのゝめの　はほがら〲と明行
いなのめの　はほがら〲と明行
てなの音　ほと〲
かぎろひの　ほのか
ほたるなす　ほのか
さゝら波　まなく
喃鳥の　まなく時なく
大ふれの　もそろ〲
もとかしは　もとの名
もろかつら　諸共に
おほふれの　ゆこら〲に
ゆだれまき　ゆゝしく
よしの川　よしや
よしの山　よしや
かたいとの　より〲
いさり火の　よるはほのかに
しら波の　よる〲
蘆の根の　わけて

他動詞の部

あかぼしの　あかぬ
玉くしげ　あけ
あけ衣　明けなば
いなのめの 又しのゝめの　あけゆきにけり
あやめ草　あやめもしらぬ
ゆく鳥の　あらそふはしに
おきつ波　あれのみ優る
ありそ松　あを待つ子等

小ゆるぎの　いそぎ
波の穂の　いたぶらしもよ
松の葉の　いつともわかぬ
あきゝの　彌(イヤ)ふた籠り
うけの緒の　うかびか行かん
たま藻なす　うかべ流せる
うきしまの　うきしづみ
あまくもの　うきたる
水鳥の　うきて經ぬらん
かゞり火の　うきて燃ゆる
秋はぎの 又菊の花　うつりもゆくか
ます鏡　うつれる影
玉くしげ　おほふ
玉たすき 又ゆふだすき　かけ
栲領巾(タクヒレ)の　かけ
しづたまき 又ちりひぢの　かずにもあらぬ
あふ事は　かたゐざりする
花がつみ　かつてもしらぬ
稲むしろ　川に向立ち
瀧の水　返りてすまん
白波の　かへる
はふまめの　からまる君
冬草の　かれにし人
みつほなす　假れる身
菊の花　きくにたがはぬ
すみの江の　きしもせざらん
かり衣　きては
おきつ波　君をおきて
水のあわの　消かへる

おく露の　きえなば共に
玉だれの　くる
繩のりの　くる
されかづら　くる
志らいとの　くる人
青づらの　人はくれども
朝露の　今朝はおき居て
あさしもの　けなば消なまく
志ら露の　けぬべき
あまぎりの　けぬべく
朝びらき　漕出て
こはた川　こは誰がいひし
つき弓の　こやる
ゆふはなの　さかゆる時に
麥がらの　刺(さ)しけく
はろとりの　さまよひぬれば
あぢむらの　さわぎきほひて
さばへなす　さわぐこども 又さわぐ舍人
たまぎぬの　さゐ〲しづみ
いなむしろ　しきても君を
みなせ川　下にかよひて
なくこなす　したひきまして
こもりづの　したよばへつゝ
はるやまの　撓(シナ)び榮えて
なつくさの　萎(シナ)えうらぶれ
捨ごろも　汐なれたり
志らがしの　志らじな
もみぢばの　過がてぬ子を
ゆくふれの　過きて
もみぢ葉の　すぎて去(イ)ぬると

玉たれの　すける
にはたづみ　すまぬ
那須の湯の　たぎる胸をも
まさきづら　たゝき糾(アザ)はり
みどり子の　たゝん月
むら鳥の　立にし我名
水鳥の　たちのいそぎ
からにしき　たちはてゝ
白雲の　立別る
志ら雲の　たつ
とぶたづの　たづ〲し
なくたづの　尋ねくればぞ
たまのをの　たえず
さらし井の　絶て
志ら雲の　たえぬ
わすれ水　たえぬがちなる
なつくずの　たえぬ使
もちづきの　たれる
雨ふれば　つれよりことに 常よりまさる
夏引の　手引
まそかゞみ　てる
結び松　とけず
あさ氷　とけず
むすび松　とけて
おきつなみ　とをお眉引
なゆたけの　とをよる子等
うちわたす　長延(ナガヘ)へなす
難波がた　名に似もあらす
津のくにの　名には立ぬる
難波がた　何にもあらず

潮舟の	並べて見れば
すゞか山	ならん
大しまの	なるとはなしに
ふぢ衣	なるゝ
から衣	なれば
ならしばの	なれはまさらで
山の井の	にごり
かきつばた 又やまふきの	にほへる
あきつはの 又あき萩の	にほへる
つゝじ花	にほへる
あき霧の	はるゝ
梓弓	引き
ふすまぢを	ひく
おほぬさの	ひくてあまたに
われ船の	ひく人も
かり衣	ひけて
繩のりの	ひけばたゆ
よる舟の	ひろ間わびしき
ふかみるの	ふかめし子
呉竹の	臥し
くれなゐの	ふり出つゝ
いそのかみ	ふるとも雨に
やきたちの 又やきたちを	へづかふ（隔てゝ）（經る）
斧の柄の	ほど〳〵し
花すゝき 又はた薄	穂に出る
股海松の	又行き返り
石蘿(イハツナ)の	また若返り
まつち山	まつほど過ぎて
ふぢごろも	間遠にしあれば

池水の	みごもり
たまのをの	みだれ
かるかやの	みだれ
おちがみの	みだれ
朝がみの	みだれ
しづはたに	みだれ
かもじもの	水にうきゐて
やますげの	みならぬ事を
みなれ棹	見られぬ人
ます鏡	向ふ
あぢさはふ	めごともたえぬ
あぢさはふ	目には飽けとも
吹風の	めに見ぬ
かぎろひの	もゆる
たちばなの	もりべのいへ
かしは木の	もりやしにけん
みづの森	もる
山草の	止まず
はや川の	徃(コ)かくもしらず
はなち鳥	行方もしらぬ
よし木川	よしもあらぬか
但馬糸の	よれども
あぢさはふ	よるひる云はず
君により	我名はたつ
三日月の	われて
岩にふり	われて物思ふ

自動詞の部

山の井の	あかでも
あくた火の	あくとや
むら鳥の	朝立ゆけば

はまちどり	あとやたえぬる
あはしまの	あはぬ物故
たまかたま	あはんといふは
あまつ水	あふぎて待に
みなせ川	ありても水は
あはしまの	あはじと思ふ
やさか鳥	いきづく
こゆるぎの	いそぎ
あぢむらの	いざとは行けど
いはし水	いはで心に
いはつゝじ	いはねば
しゝじもの	いはひ拜まむ
しゝじもの	い這ひ臥しつゝ
うづらなす	いはひ蹢(モトホ)り
山みづの	云はまほし
あまごろも	うき目を包む
庭すゞめ	うすゞまり居て
なつそ引	命號貯(ウナガフシマケ)
うちそかけ	倦む時なしに
ぬえこ鳥 又ぬえ鳥の	うら鳴き居れば
石見がた	うらみぞふかき
つゆしもの	おきてしくれば
あさしもの	おきてしくれは
志ら露の	おきふし
鳴神の	音にきゝつゝ
なる神の	おとにのみきく
小山田の	おどろかし
なつくさの	おもひしなえて
くれなゐの	おもひそむ
おほぶれの	おもひたのみて

わかくさの	思ひつきにし
夏虫の	思ひによる
夏虫の	思にもゆる
ふぢなみの	おもひまつはし
あさぎりの	おもひまどひて
やみ夜なす	おもひまどはし
すがのねの	おもひみだれて
あじがきの	おもひみだれて
かくなわに	おもひみだれて
かりごもの	おもひみだれて
とき〻ぬの	おもひみだれて
春がすみ	思ひ亂れて
杉むらの	おもへ過へき
たまだすき	かけ
ゆふたすき	かけて
まそかゝみ	かけて
から衣	かけて
くるべきに	かけてよらん
たま蘰	かけぬ時なく
あふ事は	かたゐざりする
花かつみ	かつ見る
いなむしろ	川に向立ち
瀧の水	かへりて住まば
志ら波の	かへる
やつ橋の	くも手に思ふ
朝つゆの	けさはおきゐ
うきふれの	こがれて
あさびらき	こぎでゝ
ひきまゆの	かくふた籠り
なくこなす	ことだに問はず

マクラ

さだの浦　此さだ過て
うつゆふの　こもりて居れば
つき弓の　瘦(コヤ)る
みやま木の　こりとも懲りぬ
呼子鳥　聲に鳴き出て
筑紫櫛　刺して
しぬのめの　しぬびてぬれば
しぬのめの　人にしぬべば
志らきくの　志らず
志ら波の　志らず
志ら河の　志らず
志り草の　志りぬ
あふ坂の　せきも留めず
藤なみの　たゞ一めのみみし
うまじもの　たちて躓づき
居る雲の　立ても居ても
水鳥の　立ちの急ぎ
志ら雲の　立別る
はふくずの　たづれ
から衣　たつを惜み
大船の　たゆたふ見れは
みなせ川　たゆたふ事を
はふくずの　たえず忍(シヌ)ばん
うさゆづる　たえばつがん
眞玉づら　たえんの心
もちづきの　足らはしけんと
まさきづら　つぎて行ければ
ふせやたつ　妻問しけん
つむ稻の　つむとも積まじ
夏引の　手びき

つるぎたち　とぎし心
まそかゝみ　とぐ
むすび松　とけす
なぐろさの　遠ざかりゐて
津の國の　泣かすと見えて
はつ雁の　なきこそ渡れ
ひくあみの　踌(ナツサ)ひ來んと
にほどりの　踌(ナヅサ)ひ行けば
からなづな　踌(ナヅ)さふ
津のくにの　なには思はず
繩のりの　名は且告らじ
うまじもの　繩とり付けて
なのりその　名はのりてしを
楢の葉の　ならしがほ
しほぶれの　ならべて見れば
あやめ草　ねに立てゝ啼く
はつ雁の　ねになく
のち瀨山　後もあはん
されかづら　のちもあはんと
ぬえこ鳥
又ぬえ鳥の　哭(ノドヨ)ひをるに
くれ竹の　ふし
みかもなす　ふたりなみゐて
にほとりの　二人ならびゐ
あづさゆみ　ひき
しゝじもの　ひざをりふせて
山どりの　ひとりかもねん
山鳥の　ひとりし寐れば
ゆふづゝの　ほし
花すゝき　ほにいづる
はたすゝき　ほにづる吾

たまくしろ　まきれし妹
たまくしろ　手にまきもちて
松か根の　待事遠し
ます鏡　見ずば
いぬじもの　みちに伏てや
しゝじもの　水漬(ミツクヘ)籠(コモ)り
みつの森　見つる
つくばねの　みればこひしき
またみろの　復ゆきかへり
まそかゝみ　見る
まそかゝみ　むかふ
やまたつの　むかへをゆかん
おきつ鳥　むな見る時は
あま雲の　ゆきかへり

ふる雪の　ゆき過がて
志ら山の　ゆきみろべくも
いろしゝの　ゆきもしなんと
しゝじもの　ゆみやかぐみて
さゆり花　ゆり(後)も遇はん
わすれがひ　世にも忘れぬ
呼子鳥　君よびかへせ
しゞくしろ　黃泉(ヨミ)に待たんと
しらいとの　より付き難き
たぢま糸の　よれども
はふつたの　わかれしくれば
藍のれの　わけて
あさひの　笑(ヱミ)さかえきて

以上の枕詞を用ふろに當りて。自ら用捨すへき事あり。例へば。呼子鳥君呼び返せと云ふ句ありとも。呼子鳥は君の枕詞にあらずして呼び返せの枕詞なり。鹿自物弓矢隱(カグ)みてと云ふ句ありとも。鹿自物は弓の枕詞に非ずして。弓矢隱みになる一句に屬する枕詞なり。股海松(マタミル)の復往き返りと云ふ句ありとも。股海松は往返りには關係なくして單に復なる語に屬するなり。又後も遇はんと云ふ句に冠らすべき枕詞は「後瀨山」と「眞葛(サネカヅラ)」と二つあれども。濫りに何れをも用ひんは不許容なる事なり。其の詠まんとする歌にして。植物に寄せ若くは來(ク)るなど云ふ語を用ひんとせば。眞葛を用ひて趣味あるべく。山或は川に緣故あり。若くは登るなど云ふ語を用ひんとせば。後瀨山を用ひて趣味あるべし。是枕詞を用ふる人の心得べき事なり。

マゲーマシナ

マゲ　髷。(カミノフツを見よ)。

マジナヒ　禁厭のことは。神代に起れり。神代紀(一書)に。大己貴命與二少彦名命一。戮レ力一レ心。經二營天下一。復爲二顯見蒼生及畜產一。則定二其療病之方一。又爲レ攘二鳥獸昆虫之災異一。則定二其禁厭之法一。是以百姓至レ今咸蒙二恩賴一。と見えたること。則ち禁厭は神道の一法にして。神教より出たるものなれば。敬神の風俗を以て。代々この術を傳へたり。平田氏の古史傳に。禁厭法は。古本に。麻自那比(マジナヒ)能々理と訓るに從ふべし(今本に禁厭をマジナヒヤムルノリとあり。古言梯に。禁厭にてマ

ジナヒと訓り。前漢書高帝紀に。東遊以厭レ之。註に禳也とあり。平春海云。小右記に。厭志奈比とあり）。厭自那比の厭自は。御門祭祝詞に。厭自許利。大祓詞に蠱物などある。厭自と同言にて。那比は卜那比。商那比などの那比と同じ辭なり（蠱を厭自と訓べき由は。字鏡に。蠱。萬自物と有是なり）。さて此三詞の厭自もと同言には有れど。かく活きて三になれる上にては。輕重と物との差別を成せり。其は厭自那比は厭自那閉（令する詞なり）。厭自那布。厭自那波牟と活きて輕く聞え。厭自許理は厭自許禮。厭自許流。厭自許頁牟と活きて。重く聞ゆるが。厭自物は吉にまれ凶にまれ。其厭自に用ふ物を云なり。大祓詞に。蠱字を書るをもて凶物とのみ思ふべからず。彼詞に此字を書るは。人の爲に凶き厭自術を構へたる方に就て。此字は漢籍に蠱毒といふ邪術ありて。其造方などを委く記せる事のある故に。姑く當て書るにこそ有れ。厭自物てふ物は。皆此字の如く凶き物には非ず。其は顯官四十三段に見えたる。天忍雲根命に。神漏岐。神漏美命の賜へる天玉串も眞水を術出す料の厭自物なるを以て辨まふべし。さて厭自那比の方の輕く聞ゆる由は。まづ此の詞の本は交の厭自と同言なりと思ゆ。其は厭自理は此物と彼物と交ると云詞なるより轉りて。厭自那比と活き。此詞は彼方の體に此方の靈を交ふる意はへの有ればなり（厭自許理を饗祭祝詞に。率字を書るを以ても交とも同言なりとは知らるゝなり）。厭自許理の方の重く聞ゆる由は。まづ厭自那比は。上に云如く辭なる故に輕きを。厭自許理は。凝にて厭自に凝の添りたるが（マジナハレテ。其わざにこる義と聞え。古言梯にマジコリに得字をあてたり）。許流許禮など活ける事と所聞ればなり（今此に云ふ說等をよく心得おきて。末々右の詞どもの出たらむ所々に。云をも味ひ見ば。自然に曉り辨ふべし）。さて法を伊邪那伎神が黄泉平坂にて。桃の實を以て。黄泉雷軍を待擊ち給ひしなど。後世桃は邪鬼を避るといふものもとなり。大山津見神が。日子番能邇々藝命に。二人の女を奉りし時に。石長比賣を使はしては。天神の御子の命。雨ふり風ふけとも恒なる石のごとく常堅にましませ。また木花之佐久夜毘賣を使はしては。木の花の榮ゆるが如く。榮ませと宇氣比て貢りき。など見えたるも禁厭なり。また火遠理命に。綿津見神誨へまつりて。此鉤を兄君に賜はむときは。淤煩鉤。須々鉤。貧鉤。守流鉤といひて。後へ手に賜へ。などあるも同じく禁厭なり。後世典藥寮に呪禁師といふ職員をも置かるゝは。此のわざを傳へたるなるべし。さて後々にいへる禁厭のこと。その大凡を雜設すべし。拾芥抄云（諸頌部第十九）。雷鳴時頌。阿伽多東。刹帝魯南。須陁光西。蘇陁摩尼北。居所之四方書二置此名一。無二雷震怖一。又無二諸障難一。佛言汝等諦聽二於此一。東方有二光明王電王一。名二阿揭多一。南方有二光明雷王一。名二設羝嚕一。西方有二光明王電王一。名二主須多光一。北方有二光明電王一。名二蘇多末尼一。若有二善男子善女人一。得レ聞二如レ是電王名字一。及知レ方所者。此人即便遠二離一切怖畏之事一。及諸災横悉皆消除。若於二住所一。書二此四王名一者。於二住所一無二電雷怖一。亦無二災厄一及諸障惱非時狂死。悉皆遠離。月令圖云。雷起二東方一主レ來レ貴。雷起二西方一火熱兵起。雷起二南方一主レ有レ火災。雷起レ北方人民多レ患。雷起二東北方一大熱。雷起二東南一多寒損レ蠶。雷起二西北方一多レ瘧小熱。雷起二西南方一大熱兵起。艮（丑寅東北方謂二之鬼門一）。巽（辰巳東南方謂二之風門一）。乾（戌亥西北方謂二之天門一）。坤（未申西南方謂二之人門一）。」四月八日以前雨請誦（今案。一日以後謂始雨日）。一日雨井泉枯。二日雨得二自如一。三日雨發二霑鋤一。四日雨決二溝渠一。五日雨陰山居。六日雨騎二木驢一。七日雨人成レ魚。八日大雨大旱。小雨小旱。」下食日沐浴誦。妙善王。金著女。追杖鬼。參尾王。波羅羅鬼。」方違夜誦（天一神。角六方。五謂之誦）。大威德功德自在通王佛（天一神方塞夜。禮拜誦十反即無レ咎）。」又内典華嚴經文云。件誦云。迷故三界城。悟故十方空。本來無東西。奈所有南北（已上）。謂二之天一神頌一（今謂諸經中無此文）。一明心者。二明福者。萬明福者。千萬福者急々如律令。謂二之太白神方塞頌一。」夢誦。惡夢著草木。吉夢成寶玉（今案到二桑樹下一。談二所レ見夢一。誦レ之三反）。」又說云。南無功德須彌嚴王如來（二十一反）。已上向レ東灑レ水誦レ之云々。「唐國のそのゝみたけに鳴鹿も。ちかえをすれはゆるされにけり。」吉夢誦。福德增長須彌功德。神變王如來。又云。南無成就。須彌功德王如來。」庚申夜誦（今案每庚申。向レ寢而呼二其名一。三尸永去。萬福自來）。彭侯子。彭常子。命兒子。悉入幽冥之中。去離我身。」飲レ酒時頌。此酒芳氣。遍滿天下。祭諸佛等。祭諸靈等。天福皆來。地福圓滿。」夜途中逢二死人一歌。「たまやたかよみち我行おはちたら。ちたらまちたら金ちりく。」俗聞鐘撞く時の歌。「こよひ鐘撞さるさきにゆあみよと。みゝつまなくにいひてしものを。」見二人魂一時歌。「玉はみつ主はたれともしられとも。結留めつしたかひのつま」。誦二此歌一結二所レ著衣妻一云々（男は左のしたがひのつま。女は同右のつまを結云々）。」問二夕食一歌。「ふけとさやゆふけの神に物とへは。道行人ようてまさにせよ」。兒女子云。持二黄楊櫛一。女三人向二三辻一問レ之。又午歲女午日問レ之。今案三度誦二此歌一。作レ堺散レ米鳴二櫛齒一三度。後境內來人答爲二內人一。言語聞推二吉凶一。」欲邏時頌。「あし引の山里人のいもかため。つゝみしつとは道に落つゝ」。口傳云。在レ左以二左袖一。三

マシナ

反撫レ之（一度頌一度撫）。在レ右以二右袖一三反撫レ之。其如レ前。」鶏鳴く時歌。「こみち鳥我かきもとに鳴つ也。人まで聞つゆくたまもあらし。」志志虫鳴く時歌。「しゝ虫はこゝにはなゝきそ。しらはゝかしつかやにゆきてなきをれ。」（しゝ虫とは馬追虫。俗にスイッチョと云ふ虫の事なり）。」夜行夜途中歌。「かたしはやえかせにくりにためるさけて。ゑひあしえひ我しひにけり。」燒二法文一時頌。諸法從緣生。諸法從緣滅。如來說是因。是大沙門法。」噫時頌。くさめのときの事。休息萬命。急々如律令。くさめと云は是也。」また同書世間不レ靜時方部第二十（有二宮咋祭文一）。庚辰日。犬毛鷄毛門前燒者免。又五月戊巳日沐浴不レ病。又五月十五日。鳥不レ亘汲レ水。而日中沐者免。又黑大豆清水袋若非汲レ水入三日置。四日三粒服者不レ病。又赤小角豆三合如レ上入レ水。男十粒。女二十粒。服者不レ病。又牛疾。門扉方二寸塗不レ病。又白散身塗。戶內散者免云々。又今年每レ家可レ立二石塔一之由。被レ下二宣旨一。爲レ消二此災一云々。同時簡銘。蘇民將來子孫也。又云。夢多難鬼。阿佉尼鬼。尼戶佉鬼。阿佉那鬼。波羅尼鬼。阿毗羅鬼。波提利鬼。行二夜道一左手掌書二鬼字一。向二病人一左手書二惡字一。行二哀所一。書二哀字一。渡二江海一書二土字一。」嬉遊笑覽云。埃囊抄（卷八）に。郭公かはやにて是を聞く時。犬のほゆるまねをして呪ふと云ふこと。本草に見えたり。此邊にはきものを脫て拂へなどすれども。犬のまねはなきにや云々。本草には荊楚歲時記を引て。上レ厠聽レ之不祥。魘法作二狗聲一應レ之とあり。夏山雜談。まことや時鳥の初音を厠にてきけば禍あり。芋畑にてきけば福あり。是故に時鳥のなく頃は。高貴の御厠には。芋を鉢に植ていれておくとなり。漢土にはもとより此鳥の聲をよろこばれど。こゝには古へよりいたくめでたりしは。畿內の國にはいと稀なりし故なるべし。かげろふ日記。五月五日の條。このごろは。めつらしげなうほとゝぎすのむらがりて。くそふくにおりゐたるなどいひのゝしる（くそふくは。圓珠庵雜記に。明惠上人傳記を引て。かはやの名とぞおほゆると云り）とあれば。何鳥を見てかく云るか。ほとゝぎすは群て飛ものにあらず。又家ゐのあたりにおりゐるものにもあらねば。いとゞぼつかなし。時おくれたればとて。めづらしげなしなどいはむは。まことには賞翫うすきにや。後には漢土の說をうけて忌をなども出來ぬ。芋畑のよは何故にかと。其附會する處を思ふに。こゝにて杜鵑の黑燒を。痘瘡の藥に用ることあり。痘をばいもといふゆゑ。芋をもて又杜鵑を釀ふか。又小兒の諺に。除夜に厠にて。がつはり入道ほとゝぎすといへるも。厠にほとゝぎすを聞を忌をより言出しとみゆ（好色徒然草）。むさしの國にがんばり入道とかやいふ者

のむすこ。美男のほまれ有て。女あまたいひわたりけれど。此男若衆をのみ喰ひ。更によれのたぐひをくはざりければ。かゝることかきたる者。俗に有べからずとて。親出家させけり。此戲文も諺をとれるか。かんばり共いふ眼張にて。をそろしげなるものを云ひて。ほとゝぎすを怖ず意なるべし。【水祝】。和訓栞に。後宮名目に。白河院の中宮賢子入內おはしましての後。御懷胎の御けしきおはしける。つとめてのむ月のころ。關白藤原師實公參內おはして。ゆくりなくおまかりのたまり水を。主上にうちかけさせおはしける。主上あきれさせおはしけるを。辨內侍これは中宮のお火どまりの料に。殿の祝はせ給ふにて侍らふと奏せられし（經水を火と名けたるは。對屋に出て別火かまふるをよりぞ起りける。さて別火をかまへるを火どまりとはいへるなりと。後宮名目にみゆ）。是より後例になりて。建武年中に。家ことにはかなき者等まで。此ことぶきをなして嫁娶過てのつとめての正月には。かならず。妻の緣家より水祝とておこなひ侍るなり。日次記事。正月條新婦を娶者あれば。朋友集りてこれに水を灌ぐ。これ祓除の謂なり。孝德紀の內に。粗その儀あり云々。孝德紀を按るに。有二亡レ夫婦一。若下經二十年及二十年一適レ人爲レ婦。幷未レ嫁之女始適レ人時。於レ是妒二斯夫婦一使二祓除一とあるは是なるべし。此說わろしとおもふにや。滑稽雜談に。和俗去年新に娶し男に。歲首若水を祝ふとて水を浴するをあり。是を水いはひ。水かけ抔云。往昔はなき事也。永祿の頃管領三好が家臣松永彈正が姪女を。我家の寵臣に妻合せし時に。此たはふれなし初しとかや。年若き輩血氣の盛なるに任せて此戲をなし。身をそこなひ。或は口論鬪爭に及を侍る。近世は心有世の風に慣て。水懸のことぶきとて。金銀に濃たる手桶に。鶴龜松竹抔書て。一双にして相送る。是を受納して謝禮のため招請するを水懸振舞といふ云々（松永が家臣の事儀ならず。うけがたき事也）といへり。金箔を置て手桶を飾り。笠ほこ抔を用ひし事は。西鶴が武道傳來記抔に。金箔置の手桶。銀箔の柄杓。衣裝づくしの笠鉾。落書の大團扇。竹馬籠張の立烏帽子等のをいへり。おもふに此事。寬永の末よりはやりしをなるべし。夫より前も稀には有もやしけん。幸木をもて新婦を打など皆同類也。江戶に盛に行はれしは承應萬治の頃なるべし。寬文二年寅正月三日。舊冬も相觸候通。正月の水あびせ笠鉾作物已下仕。大勢寄合騷敷風情仕間敷候。幷に湯屋風呂屋へ召連參申間敷候事。銘々屋敷之內にてあびせ可申候云々。辰正月八日。町中にて水あびせ候事。自今已後は親類緣者幷召仕候者迄。銘々屋敷之內にて水あびせ可申。他人は壹人も出合申間敷候。尤笠鉾作り物已下何にて

も一切仕間敷候(是より今に此法度ふれ有り。御制止ありて此事止しかば。後は只町中水あびせ無用とのみふれ出づ)。子を設る祝ひながら。火とまるの義は。婦人にかゝれり。水を浴する心は。火とまれとにやあらん。是によりておもふに。師走あぶらは。火にたゝるといふ事ありて。その月にあぶらをこぼしたる者は。水を浴べきを。畧しては頭に水をそゝぎ。災を避くといへり。もとおのが身に油のかゝれるを忌しなり。甲子随筆に。尾張甚目寺村に。去年妻を迎たる家々に。正月十一日湯を設て。同じ處の人を招き入湯せしめて。浴後に一抔をすゝむといへるも。水あびせ止て其名殘なり。正明あらぬことに設なしたるわろし。醒睡笑に。うつけめける亭主の。腰をはりへ下すあやまちにつ水をこぼしぬはたせず。是を叱る其申やう。この水盤の上なればこそくるしからね。又この月が霜月なればこそ大事なけれ。このこぼれ物。水なればこそあれ。若したゝみがわが身で。此月が師走で。この水が油ならば。そも〳〵よい物か。しはす油はかゝらぬ事といふなるにといへり。これは火とまらぬにて。水と反せり。師走にしも忌ことは。年の暮より春の初めは。殊に何事をも祝ひごとする時なれば也。又上に引る滑稽雜談に。心ある世の風に習ひて。ただ水懸の具を贈りて。振舞に逢ふといへるは。後にわる樽といふことの始めなるべし。下手談義に。惡徒おのが所行をいふ處。大屋の聟入に若い者共を勸めて。酒樽に水を入て。するめ一枚そへ。三十人程同類の名を書て態と御祝義と仕かけ。振舞の上であばれる算用。やう〳〵あつかはれて大屋に手をすらせ云々。今ほどかへりみれば。我ながら人でなし云々。【虫除け】とて北見猪右衛門と云ふ名字を書たる札を押をあるは。江戸近きゐなか北澤と云ふ處に。彼猪右衛門と云ふ百姓ありて。まむし其外毒虫に刺れたるに。奇方の藥を出す。是によりて其名高く。後には其名を書て戸なとに押て。虫よけの呪とす。余が知りたる人にて。相州津久井郡の逸見氏は。もと醫師をもせしものにて。それが家方を猪右衛門に傳へたりとなん。其方稀薟葉。また蒼耳葉の汁をしぼりて。胡椒の粉をときて傷處に塗るに。唱ふる歌あり。「このみちに錦まだらの虫あらば。山立ひめに告てとらせん」。山立姫は野猪を云ふなり。野猪は蛇を食ふ。最もまむしを好むと云ふ。北見猪右衛門の家。天保の初めに跡絶たり。萩原随筆に。蛇の怖るゝ歌。「あかまだら我たつみちによこたへば。やまなしひめにありとつたへん」。と云を載たり。こは北澤村の北見猪右衛門が傳への歌なるべし。其歌は云々(上に見ゆ)。四神地名録。多摩郡喜多見村條下に。此村に蛇除伊右衛門とて毒蛇に喰はれし時に呪ひをする百姓あり。此邊土人のいへるには。蛇多き草中に入るには伊右衛門〳〵と唱へて入れば。毒蛇に喰れずと云ふ。守りも出す。蛇多き所は三里も五里も守りを受に來るとのとなり。奇といふべしと云り。さて彼歌は其守りなるべし。あくまだちは。赤まだらなるべく。山なし姫は。山立ひめなるべし云々。又醒睡笑。鈍なるものゝ條に。【人くらひ犬】も。虎といふ字を手の内に書てみすれば。くらはぬと教へられ。後に犬を見て虎といふ字を書すまし。手をひろげてみせけるが。何の詮もなく。ぼかとくふたり。悲しく思ひ。ある僧にかたりければ。推したり。其犬は一圓文盲にあつたものといへり。この呪もと漢土の法なり。博物類纂(十)。遇二惡犬一以二左手一起レ自レ寅。吹二一口氣一輪至レ戌掐レ之。犬即退伏(搯宜レ作レ掐。字書に爪掐也とありて。つかむことなり)。【齒の抜替る時】又云。小兒退齒。上齒者置二床下一。下齒者拋二屋上一云。使二齒速生一。こゝにて今みなかくの如くす。但し鬼の齒と替れと呪ひいふは。つよからむことを願ふなり。又【治二脚痺一法】知レ患二左足一。以レ草貼二左目上瞼一。右亦如レ之。立止。又云。以レ紙貼二鼻尖一。これらも常に小兒などのしびれ。京へ上れとてするとなり。草のちりを額の正中に貼て。左右をいはざるは誤なるべし。不角が蔓紋輪(十一)。「痺れも京へ上れいんのこ」(祇園の犬の子は額に押すなれば。とり合せてかく作れり)。又「貫目には洩たる戀の重荷なり。まつよのしびれ琥珀同性」(額に塵を付るをいふなり)。【疫病よけ】鹽尻云。甲午(正徳四年)四五月の比。肥前長崎の瘧疫疾大に流行し。六七月などは京師に及び。染疾の家々苦み愁ふ。泉南尤も甚く京にては組を定め人形を作り。夜に入り數十人金つゞみにて疫を送る。喧びすしく前代未聞の姿なりし。東海談に。享保十八年七月上旬より。東都大に疫病行り。上下貴賤みな此氣に中りて病。十三日。十四日の頃。大路の往來もたえ〴〵なり。是は醫書にいはゆる天行時疫と云ものか。邑里ともに藁にて疫神の形を作り。かね太鼓をならして是を送り。南海へ流しぬ。官もゆるしてとがめず云々。【狛犬の足を括る】古き呪あり。もと盗人に付たる呪なるべきを。後には他事にも移りたり。正章獨吟千句。「失物はうする時そと思ひとり。括るもほとく狛犬の足。」貞德文集に。御秘藏の鷄失候由。當社之胡魔狗之脚御括候云々。世話盡(明暦二年刻)戀部詞よせの内。駒犬の足くゝると出たり。他の呪にもかゝるたぐひ多かるべし。手洗を夜家の中にふせ置は。盗賊來らずと云を。何よりいへるか。帝京景物略。不三以下小兒女衣上置二星月下一。曰云々。怕二賊星照一。亦不レ置二洗濯餘水一。爲二夜遊神飲一レ馬也といへるとあり。これ不角の點の付合に「月かげも紙帳の内へよせつけず。手洗も一味すりがまじなひ。」似我蜂物語。

マシナ

マシナ

【猫の餘所へ逃ていぬ時】に。そのにげたる日を思ひ出し。暦の其日を墨にて消ぬれば。やがてかへる物なり云々いへり。今ふる暦を馳の出る道に敷おけば馳出すといふは。件の呪を誤たる歟。また何の故かよしもなき一時の流言行はれて。後迄も傳ふるとも有ぬへし。下手談義。ちかき頃も。何やらの呪とて。頭上に土器をのせ。其中へ灸をすゆるが能と云ふらし。髭喰そらして人に異見もいひさうなわろが。白晝に丑の時参りのやうに。つふりから立のほる煙の跡かたなきをそらとも信して。こゝろ空虚となり。自己が神をくらますものすくなからず云々いへり。是は頭痛の呪とか。今は土器にては事ゆかさるにや。擂盆をかふりて灸をする。其始め僅に元文の程なるべし。世にしれ者有て無根のことをいひ出し。その事の流行か否を勝負に定めて興するなども有とか。又は神佛の奇特なかことにして。怪き事をいひふらし。愚人を惑はすこと昔より多し。其中には度々おなしたばかりにて。斯かる人の心は懲しめかたき物にや。入子枕(正德元年刻)。其頃臼の日切といふ事はやり。國中をさはがしむ。人の中は弘法大師あはれみをたれ。其年の惡病を救ひ給ふ印と云云。酢香物のおもしに据置しも。今朝みれば。白砂の石の粉ふりてまさ／＼と日切たれば。町内立より。神酒よ鰹ぶしよといはひ限りなし。昔もかやうの事ありて。みな／＼古狸のしわざなり云々。其後も同じ事有しにや。明和二年前句付。「不思議なりけり／＼。能かむといふ石臼を拜みに來。」安齋隨筆に。享保の頃。辻賓の奇妙の秘傳書に。【鰹によはざる方】あたらしき魚をえらみて喰べし。喰さるもよし。外も大かた此類なり。此方尤よし。實に奇妙といふべしと載たり。」提醒紀談云。世に榛栺榛栺の四字を書して【怪我除】の護符とす。其驗ある事人の知るところなり。さて此符字の傳へ一條ならず。或記に寛永二年三月晦日に。將軍家狩したまふに。御鷹大なる鴈を捕りけり。その鴈に胸に四の文字あり。その文字は稆穏稿稃とかくの如くなり。實に不思議なる事なりと見えたり。次にまた寛文八年に。紀州に住める鐵砲師吉川源五兵衞といふ人。江戸に居ける日。大宮鷹場の中吉野村と云ところにて。白き雉子を覘すまして打たれとも中らず。されはやう／＼機檻にて捕へ得たり。その雉子の背に榛栺榛栺の文字あり。思ふに此文字こそ定めて怪我除の符ならんかとて。角(マト)にこの字をしるし。打ち試みるに幾度打とも中らず(大久保酉山翁筆記)といへるとあり。又天明二年の春。新見某九段坂を馬にて通りけるに。落馬して數十丈の深き牛が淵にまろび墜たれとも。人も馬もいさゝか傷事なし。されは衣服を改るまでにて事故なかりき。此事を聞人。いとも不思議なることとて。尊き護符にても持たれしやと尋ね問ければ。されば或年吾領知にて雉子を一羽射とめんとしけるに。その矢それて中らず。再ひ射れども中らず。かゝればさま／＼思ひを廻らし。術を以て捕へ得て見るに。翼に四の文字あり。今その字を記して懐中せり。その驗にてもあるべしと言(耳嚢)とあり。何れも正しき記錄なれば信するに足れり。乘穗錄には筑前福岡にて鶴を捕へしに。その翅にこの四字を記したる小牌あり。必これ長命の符字なるべしといへり。かくその說まち／＼なれども。嘗てこの符字を佩たる人のしば／＼危を逃れ。災を免れたる少からず。此文字いづれの字書にも載せず。されば音義を知るによしなし。あるひは云。出羽國仙人堂にては「さんばく」と唱へ。白石平馬が天狗に教へられたるは「じやくこうじやくかく」とよめりと云へり。こは雲をとらへ夢を說くが如き閑話といへども。亦記して異聞に備ふと云。」秋齋間語云。【どじやうを買】に。左の手に墻をにぎりかため居てはからすれは。どじやうはねず。升へ入りてもおだやかなり。」また【反閉】といふ呪禁の法あり。ヘムバイの部に見ゆ。【釜鳴】或問。古今人家の釜鳴ことあり。鎮蠱有。唐書有よし聞及しか。奈何。唐にも有ことにや。信答。蜀の李家の釜三日程鳴たる時。南岳の術者來て。釜の底に鬼の字を書て。其上呪文を唱て鳴を止しと。人代記要三卷十二枚に見たり。又文選九卷卜居の文。屈原記にも瓦釜雷鳴すといへり。彼是にて見れは。異國にも釜の鳴ると有と也。且鬼字を書とは鬼は陰邪の氣成故に。火に掛て。鬼魔の邪陰をさると也歟。此字義のことは分明非釋說なきと也(水戸史館珍書考上)。

【禁厭の禁止】明治七年六月七日。教部省達乙第三十三號に云く。禁厭祈禱等の儀は。神道諸宗共。人民の請求に應し。從來の傳法執行候は。元より不苦筋候處。間にはこれか爲め。醫療を妨け。湯藥を止め候向も有之哉に相聞。以の外の事に候。抑教導職たるもの。右等貴重の人命に關し。衆庶の方向をも誤らせ候樣の所業有之候ては。朝旨に乖戾し。政治の障碍と相成。甚以不都合の次第に候條。向後心得違の者無之樣。屹度取締可致。此旨相達候事」とあり。

八濱督郎著迷信の日本(明治三十二年十一月版)に。禁厭の種類を擧げたり。(一)緒言省く。(二)【生理的禁厭】(い)小兒に關するもの。小兒の齒の脫けた時に。其の齒を屋根棟に投げて。鬼の齒と替はれと唱ふる者あれば。脫齒を床の下に棄て。鼠の齒と變はれと謂ふ者もある。小供の夢におそはれた折の呪は。犬の子／＼といふので。小供の額に犬の子と書くのは除疫の禁厭である。小兒の咽喉に餅の詰つたのを。鶏の頭冠の血を飲まして吐出さする呪あれば。猫の小便を耳に入れて。齒痛

を治する禁厭もある。「春の日の長に草もかりすてん。とくかりつくせ庭の夏草」。と二遍くりかへして唱ふるは。頭の瘡を治する咒で。小供の陰莖の腫た折に。女の子に火吹竹で吹かしむるは。蛇と癒る神的の禁厭である。乳離せし幼児の足の裏に。天南星を粉にして塗抹ておくのも。夜泣する小供の掌に。天南星を貼ッておくのも。臍の上に「畾」の字を朱で書いておくのも。丙寅の二字を朱で書て。小供の枕頭におくのも。犬の毛を紅木綿の袋に入れて。小供の背中に縫附ておくのも。牛の糞を床の下に入れておくのも。猪の臥床の中の草を。寐床の下に布いて寢るのも。虎來いく〵と謂ふのも。遂來いく〵と呼ぶのも。共に幼児の夜泣を止る禁厭である。豌豆七粒を疱瘡兒に持たせ。井戸の中に投込ませた後で。其の井戸の水を七遍祈占めて更ゆるは。疱瘡の眼に入らぬ禁厭で。土龍の頭の骨を枕の中に入れ置くは。寐つかない小供を寐さする咒法で。紅紙で四足の馬の形を剪裁つて。小供の寐床の下に。七夜の間いれて睡さすと寐小便を止める。六月十六日に永樂錢十六枚で。何ても可いから食物を買て。默て之れを十六才の兒童に喰はせると一生金錢に不自由をせない。富士の金剛杖で赤子の出臍を輕く突くと臍が凹む。幼児が生れて七日以内に。産婦の床下の藁數本を取て。其の兒の頭を結んで置けば入浴を嫌はない。胞衣を埋める時に。筆墨と縫針とを一緒に埋めて置くと。其の兒が生長の後で裁縫や寫字に秀てるとやらの禁厭である。(ろ)婦女に關するもの。難産を生する咒法は様々で。紙に「伊勢」と書いて産婦に嚥ますのも。蓮華一片に「人」といふ字を書いて呑ますのも。桃仁一粒を二個に割て。一片には可の字を。一片には出の字を書いて。一ッに合せて飲ますするのも。牛糞の中に混合ッてゐる大豆一粒を。二個に碎いて一方に父といふ字を。一方に子といふ字を書いて。合せて紙に包んで水にて飲まするのも。大豆を割て一片に伊の字を。一片に勢の字を書いて呑ますれば。男子は左の手に女子は右の手に。此の豆を持て生れるとやらの禁厭もある。錦木に犬を畵て産屋に置く習慣も。犬張子を産屋に入れる風習も。結局犬は澤山な子をやすく〵産むからの咒法で。産兒に産湯をつかはす時に。虎の頭を湯水に映寫すのは。小児の壯健を願ふ咒なで。臍帶を「切る」と謂はないで。「ツグ」と云ふのも禁厭の忌詞である。萆蔴子の皮を去て。磨碎て産婦の足の裏に塗るのは。産後胞衣がおりない時の咒法で。竈の土を粉にして飲するは。胎兒が腹の中で死んだ折の禁厭で。横逆産の折には。兒の手か足かに父の名を書くと。忽ち順に生るとの俗傳である。産後には南向の小用と。北向の大用とは殊更に。合せ鏡と高聲で話す事とは大禁物である。産後の血で眩する時に。黒漆で塗つてあるものを火に燒て。其の煙を産婦の鼻に入れ込む咒法あれば。産後陰門の開いて閉ぢない時に。石炭を燒いて煎じて其温氣で燻ずる禁厭もある。産を延す咒法は。

斯の樣な繪を書いて。婦の居間の東方の地下に埋めて置けば好いので。産をさせんと思ふ折には。此の石を掘出して血の字を消取れば。忽ち平遍の石を鹽水で洗て。

賦　賦
　血
賦　賦

出産するとやらの禁厭で。唐胡麻を細末に碎て。頭の百會に貼て置けば。何日までも月經を延すとが出來る。妊婦が小鏡一面を懷中してゐるのは。孕兒の無恙を祈るの禁厭である。婦人が針を紛失した時に。陰部を三度上へ撫てると針が出て來る。出たらば又三度下の方へ撫ておろすとの咒法もある。(は)五躰に關するもの。鼻血を止る咒法は。紙を八枚に折て。汲始の水に浸して。頭の頂に載せて置くのと。棕櫚箒の先を切て。血の出る方の穴に差込んで置くのと。血の出る穴の右ならば已が右の睪丸を。左の方なら左の睪丸を。兩方ならば兩方の睪丸を。グイと堅く握り占むれば好い。女ならば乳房を握る禁厭もある。呃逆の咒法は。本人の眼の前で知らさぬやうに。半紙一枚を男ならば左の方へ段々重ねて。左の膝の下に確と踏へ。女ならば紙を右の方へ折りかされて。右の膝の下に布いて行ふので。自分の呃逆を止むるには。冷水の中に寺といふ字を三遍かいて。三口に飲む禁厭も。茶碗の上に箸を一本渡して。箸と茶碗の水を三口に嚥むのも。口をワンと開けて左の口中へ。「宗」といふ字を三遍かくのも。「休息萬命如律令くさめく〵」と云ふなど種々の禁厭がある。蟲の壓を瞼か鼻の尖かに附けて。「京は登れく〵」といふのは麻痺の咒法で。脚の轉筋を患ふる時には。木瓜の板を炙て撫れば癒る。木瓜が無いならば手を獺て摩て。口の中で「木瓜く〵」といふ法もある。頭上に土器を載せて。其上に灸を點るは頭痛の禁厭である。南天を黒燒にして付くるは。齒の動搖と疼痛を治する咒法で。其の實を火で燒いて。其の烟を管で疼痛の局部を燻するのも。半盥の中に韮の實を入れて。其上に湯を掛けて耳を蒸せば。耳の中から虫齒の虫が出ると謂つてゐるのも。伊勢白粉と韮の二味を。蜆貝一杯に入れて手の大指と手首との間の陷中に。其の貝を推附けて置くのも。結局虫齒治癒の咒法で。「出雲國飯十郎左衞門子孫」と盃に書いて水で溶して呑むのは。咽喉に刺の立たのを治する禁厭である。瘧の咒法も樣々で。蟲の字を空に書いて。早天井戸の水を汲み上げて「アビラウンケンバカ」と三べん唱へて。其の水を呑むのも。「一葉のおつるは舟のおこりかな」と何遍も書いて符となして。朝人の未だ汲まない井水を頂いて呑むのも。朝東

の方へ向いて。頭の百會に「上天下都城隍在」の七字を疊みかけて書くのも。それそれ瘧必治の禁厭である。七月立秋に西方へ向いて。汲始の水で赤小豆七粒を飲むのも。七月十三日に厠舍を洗ひ清むるとも。木槿の花を味噌汁で食ふのも。無花果の枝を出口〳〵に釣おくのも。蛇莓を取て端午の日の朝露の水で呑むのも。柘榴を黑燒にして。五月五日の早天。未だ人の汲まない井水で飲むのも。みな〳〵痢病の呪法である。家内に疱瘡で眼の開かない者がある時には。家の主人が自身で井水を汲で。病人の枕頭に置けば。屹と眼が開かないことはないのである。胡瓜を月の數の瘧疝でも。柑の核を黑燒にして糊で貼け置けば。眞の適藥である。甚麼難澁だけ買て。裏白に性名書列を書いて。河童大明神名宛の手書を添へて。川に流すのは。痔病の呪法で。錢瘡の上に墨を塗て。「南」といふ字を六つ書いて。其の上に今一つ南の字を一字大書して置けば必治の呪法で。癒た後の頬肌に。北の字を書いておけば元の皮膚となる。五月五日に獨蒜を搗碎いて。手足首頭とも云はず。四支五躰一面に塗ておけば。惡瘡凍瘡の傳染を防ぐと謂つてゐる。疣を落す呪法は。七月七日に大豆を取て。三遍疣の上を拭ふて。南向の屋根の二番目の滿瓦の中に植へて置て。後熱湯を其の葉に注いで枯らすれば。殆ど疣を落すので。蜘蛛の巢を疣に捲いておけば。疣を落すといふのも。頻小便を直すといつて。半紙一枚を寐床の下の。丁度小便の處に布て寐させて。是を黑燒にして甘草五分を飲まするのも。疝氣の呪法といつて。七月十五日の朝に。人の未だ汲まない水を汲で。饂飩を指ほどに丸めて飲むのも。世俗の數ば行つてゐる禁厭である。鼻中一切の病患を治せうとて。正月飾の蝦を焚いて。其の香を嗅ぐのも。眼瞼に物貰といつて小粒が出來たら。食鹽を手に撮んで厠の中で臍に塗つても。朝八時前に小柄杓で眼を敲ふて。其の上に三べん灸を點ても癒る。寸白を治せうと想へば。柚子の核七粒を。黑燒にして呑めば好い。痔を癒せうと思つたら。「痔を汝に讓る。何某何才」と竹の筒に書いて。生絲瓜に結付けて川の中へ投げる禁厭もある。（三）【人事的禁厭】（に）攘邪に關するもの。攘邪除疫の法はさま〴〵で。桃の木の東南の枝を截つて。夫れで棒杭を作つて。家屋の四方の地へ打込んで置くのも。桃の木の枝か板かを門口に掛けて置くのも。桃の實の冬季まで落ちないで。樹に殘つてゐるのを探つて守護とするのも。もろ〳〵の邪祟を除く禁厭である。白犬の血を取りて四方の入口に塗れば妖物を攘ふ。亦夫れを妖術を行ふ者に注げば。妖術を行ふことが出來ない樣になる。每晩寐る前に居間の天井へ✡這麼な畫を指て書く眞似を仕て。其中に「戌」と云ふ字を書いて。此の字の點を打たないで置いて。朝起る時に右の點を打つのは。不時の難を攘ふの兇である。若し誰か來て我に知らせぬものあらば。「ひきやちぎれや內の神々」と三度唱へて置けば宜い。暗夜には鬼が遊行するから濫多に戶外へ出ては不可ない。若し用事が有て出る時には。鬼に襲はれない爲に目籠を提て出るか。或は「七里けつぱい」と謂て唾氣を吐くか仕れば可い。夜中死人に逢た時に。「たまやたかよみち我行。おほちたゝちたゝまたゝ金ちり〳〵」と云ふのは攘邪の兇である。藁人形を造つて鉦や大鼓で河に流すのも。「撚揩撚揩」と白紙に書いて門扉に貼つて置くのも。疫病流行の時の禁厭である。痲疹の折に鎭西八郎と書いて置くのも。佐々頁三八宿と記して置くのも。お染風邪が流行つた頃に。久松留守の札を出すのも。疱瘡の兇と謂つて鍾馗の畫を貼るのも。井上角五郎の似顏を出しておくのも。蒜根を軒頭に釣ッて置くのも。龜の甲を門口に出すのも。風邪を引かぬ兇と謂ッて。鍾馗の畫像を用ゆるのも。瘧の兇と云ッて。蟹を門扉に掛けてゐるのも。正月の朔日か十五日かに。赤小豆二十粒と麻子七粒とを。井戶の中に投入れて置いて其の水を飲む者は。時疫を煩はないとも。銅を懷中してゐれば流行病に感染せないとも。酢を沸して自分にも病人にも注いで置けば。近寄ッても決して感染せないとも。紅木綿の袋に馬骨を入れて。男は左に。女は右の手に持ッてゐれば。如何なる流行病も傳染せないと謂ッてゐる。反閉閉杯と謂ッて惡方角を踏破る兇法あれば。撚揩撚揩の四字を書いて。怪我除の護符と信ずる者もゐる。赤毛氈一尺を枕の下に布て寐るのも。犀角を枕にするのも。夜分に襲はれない禁厭である。殊に面白いのは小供の兇咀である。小供を抱て夜間他行する時に。紅指で小供の額に「犬」といふ字を書いて置くのは。狐狸怪猫の襲を受けないとの禁厭である。勝陀羅尼を小供の袖に入れて置くのも。我是思の三字を中指で掌に書いて置くのも。幼兒の枕頭に錢を置くのも。小供の額に犬の字を書くのも。犬張子を小供の傍へ置くのも。それ〴〵魔物を攘ひ際ける禁厭である。迷子を探索する法は。男ならば左に。女ならば右の帶に鯨差を指て尋ねに往けば。不思議にも屹と出合ふとの兇法もある。小供の啼くのを止むる法は。「ムクリコクリの鬼が來る」と云ふのも。顏を顰めて元興寺元興寺と云ふのも。虎狼來〳〵と云ふ禁厭もある。（ほ）情事に關するもの。戀の禁厭と謂へば少し仰々しいが。切に人を戀慕する時に衣の袖を返して着て寢れば。屹と其人を夢に見る。人を夢に見るは其の人に慕はれる前兆で。嚔するのも。下紐の自然に解けるのも。元結の自然に解けるのも。眉根が痒くなるのも。耳

の中が痒くなるのも。乘つてる馬のつまづくのも。共に情人に逢へる徵である。殊に蜘蛛の家内にさがるのは。戀人が來る前兆で。衣通姬の歌にも「わがせこがくべきよひなりさゝがにの。くものふるまひかねてしるしも」。詩にも「蟢蛸亦名長脚。此虫來著人衣。當有親客。置有喜也」と毛唐人もなか／＼粋な謡つてゐる。夜螢が室に入れば明朝客が來ることも。人が自分を戀すれば自分の袖に墨が付くことも。人を戀すれば頭髮がしゝれることもある。萱草を紐に附けて置くことも。忘貝を持てゐることも。倶に憂苦を忘れる禁厭で。竈の土を持て往けば。故郷の戀しさを忘れることが出來る。五月五日に鳴鳩の脚骨を取つて紅の袋に入れて。男は左に女は右の手に掛てゐれば。忽ち夫婦の情合の好くなる禁厭で。女房の嫉妬を止めさする法は。黃鳥を煑て喰はすのと。赤黍と薏苡仁を丸藥に仕て女に呑ますとの法がある。姦夫の有無を知る法は。東の方へ往く馬の蹄の下の土を取て。女の衣服に隱して入れて置くと。屹と自分で其の外心あることを表すものである。其の他に裏口の戶尻に豆を置く法もある。子を孕む法は二月丁亥の日に。杏の花と桃の花とを採ッて。陰干にして粉にして。戊子の日に汲始の水で一匕づゝ日に二度呑めば屹と子を孕む。虎の鼻を居間の中欄に掛けて置くのは。男の子を設けるの禁厭である。可厭な客を歸らする法は。箒に頰冠をさすのと。客の下駄の裏に灸を點へるのと。障子の棧へ煙管を掛けておくのとの呪法もあるのである。(へ)睡夢に關するもの。吉夢を見た時には。吉夢負けを仕ない爲に。福德增長須彌功德神變王如來とか。南無成就須彌功德王如來とか謂ッて呪文を唱ふる法があれば。惡夢を見た折には惡夢者草木吉夢成寶王と謂ッて惡夢を吉夢に變へる呪法もある。惡夢を避ける爲に貘といふ獸の形を畫いて。枕の下に布いて寐ると。其貘が惡夢を喰ッて仕舞ふと云ふ俗傳も。惡夢を見ない爲に。寐る時分に下駄の一方を仰向に。他の一方を裏覆へして置く法も。桑の木の下に往ッて昨夜の夢を三遍反覆して話さなければ。災難を招くと云ふ俗傳もある。劍を身に添ふと夢見るは男に逢ふことの出來る。箱を開くと夢見るは我思を他人に悟られる前兆で。火事の夢を見れば親類に子が出來る。正月二日の初夢に吉夢を見やうと思へば。寶船の繪を枕の下に敷いて眠ると好いのである。能く眠る者を睡らせない呪法は。馬の頭骨を燒て灰に仕て。一匕づゝ一日に三度のますのである。馬頭骨を枕にすれば餘り寐過さない。寐られない者を寐らせる呪法は。阿蘭陀から來る「ムスカアテ」の油を酒に入れて寐しなに飮すのである。人の寐てゐるのを起さない法は。東へゆく馬の蹄の下の土を取ッて寐てゐる人の臍の下に置いておけば。屹と眠を覺す心配は無い。甚麼に寐ても／＼ねむたいのを直す呪法は。鼠の目を一ッ燒いて魚の脊で丸めて目尻に入れておくのと。夫れを紅の袋に二ッ入れて脊中に負ふてゐるのとある。盜賊が人家に忍び入る時に。家人の眠を覺させない呪法と謂て。屹と糞を垂れて其の上に手洗盥を載せてゐる。盜賊の這入ない法と謂て手洗盥を伏せておく禁厭もある。(四)【生物的禁厭】。(と)昆蟲に關するもの。蟲除の禁厭は種々で。北見猪右衛門と書いた札を立て置くのも。蟲の附いてゐる木の下で螺貝を吹くのも。蟲を除ける呪咀である。「双六のおゝきの筒うにうちまけて。羽蟻はおのがまけたなり梟」と書いてツルベ／＼と唱へて居るのも。「はありとは山のくち木にすむ蟲の。さとへいづればおのがひがこと」と逆樣に書いて蟻の出る木に貼つて置くのも。羽蟻を止める呪咀である。木瓜を切つて席の下に布いて置くのは。虱のわかない爲の禁厭で。端午の日の午の刻に「白」の字を書いて。家の四方の柱に逆樣に貼て置くのは。蠅除の呪法である。「呼無所住二所五シム呼ジョ」と數遍唱れば。蜂に刺れない。次に蜂の巢の下の石でも瓦でも打伏せて右の方を踏まへて巢を取捨れば。如何なる蜂でも屹と害せない。手に山椒の葉か實かを一杯に塗附けて蜂を捕へば。頓と刺さないと謂つてゐる。草木に棲つてゐる蜻蛉を捕へやうと思へば。其の蜻蛉に向つて「の」の字を空に書いて後で捕へると些とも動かない。厠の蟲の上らない禁厭は「あら玉の卯月八日の吉日に。かみさけ蟲をせいばいぞする」と書いて置けば可い。「イシフシエンリンキリンクエンフクリン」と片假名で書いて。行燈に貼つて置くのも。「金西金含」の四字を書いて行燈の土器の上に貼つて置くのも。燈油の中に蟲の入らない秘事である。五月五日の午の刻に朱砂で「茶」と云ふ字を書いて。門柱に逆樣に貼つて置くのは。蛇蝎が家の中に入らぬ禁厭で。「あふ坂やしけしが峠のかきわらび。其むかしの女こそ藥なり梟」。或は「明藏主いふとも言をわするゝな。かわたつ女氏は菅原」と唱ふるは。蛇蝎に咬まれた折の呪咀で。「かのこまだらの蟲ならば。山さつひめにかくとかたらん」と紙に書いて懷中してゐれば。蛇蝎が近づかざる秘事である。次に石菖を以て耳をふさぐのは。蚤虱が耳の中に入りたる時の禁厭で。葱の汁か半夏の粉かを油で溶いて耳の中に入れるのは。蔦の蟲の耳に入たる折の呪咀である。蚯蚓に小便をかけると陰部が膨れる。夫を治すのは。常に使い用ゐる火吹竹を以て小便の出る穴を吹けば可い。次に玉蟲を乾して仕舞つて置けば。衣服が殖へるとやら。夜の蜘蛛は親と思つても殺

マシナ

マシナ

マシナ

せ。朝の蜘蛛は仇と思つても殺すなとやら謂ふ俗傳もある。(ち)禽獸に關するもの。鼠を斷つ呪咀に。臘月の鼠を捕へて正月に尾を斷ち。其の尻尾を鼠の出る處に釣つて置のと。座敷の下の土で鼠の穴を閉ぐのと。正月始辰。毎月庚寅。壬辰など曆の上段滿日に鼠の穴を閉ぐのと。三月庚申の日に鼠の尻尾を斷つて。其の血を屋根の梁に塗ておくのとがある。次に鼠に咬まれたのを治す秘事は。狸を食すのと。猫の頭の灰か毛の灰か麝香かを塗るのとがある。鼬を追ふ呪咀は。古曆を鼬の出る道に置くのと。「鼬の呪咀はたかんなのねぢぎり」と書いて置くのと。小池の魚に附いたる時は。瓢箪を釣つておくのとの呪咀がある。田鼠を追ふには糠で鼠の形を拵へて。板に載せて惡水堀などへ流せば。田鼠も其板と供に行衞知れない樣になる。燕の巣の邊に「戊」の字を書くのは。燕除の呪咀である。次に鷄の群るのは殷富の兆と謂つてゐる者があれば。病人の許へ往く途中で鷄。犬。鼠。狐の聲を聞くは不祥と忌む者もある。其の不祥を拂ふ呪咀に金剛合掌(手を合せ拜むこと)して「ちはやふる神代の鷄つげなして。いつしかはらん本の気て流」の歌を三べん唱へて後ち「七難即滅七福即生壽命長遠隠急如律令」と唱ふれば可い。次に「儀方」の二字を書いて置けば。蛇が怖れて逃るといふのも。蛇の多い草の中に入る時に「伊右衞門々々々」と唱へて入れば。毒蛇に喰れないと謂ふのも。枇杷を懷中すれば蛇が刺さないと謂つてゐるのも。蛇が石垣の穴に這入つてるのを引出さんとせば。左の手で自分の耳を引張ッて其間から右の手を出して。指で以て蛇の尾を撮んで曳出せば。容易に出ると謂ッてゐるのも。專ら世間に行はれてゐる俗傳である。「虎」といふ字を書て。兩手を擴げて犬に見するは。犬に咬まれない禁厭で。若も咬れし折には。虎の骨を炙て瘡を燻せば療る。骨がなければ掌を瀬で摩して。口の中で「虎來い〳〵」と言ても可い。尚は人喰犬をふせぐに「われは虎いかになくとも犬はいぬ。しゝのはがみをおそれざらめや」の歌を三遍唱へて。次に「いぬいねうしとら」と讀みて大指より五ッのゆびをにぎると可い。猫の餘所へ逃げた時に。曆の其の日を墨で塗ッて置けば屹と歸る。猫の田畠を荒す呪咀は。猫の來る途に機織の道具をおけば可い。次に狐を穴に返さない法は。鹿角を狐の穴に入れて置くので。狐を家の邊に集める法は。正月元日二日兩日の三寶の御供の始めに切ッたのを。百日陰干にして香に燒くのである。次に山中野原で狐狸に迷はされない呪咀は。山龜の足の骨を男は左に。女は右の手に持ッてゐれば可い。狐狸猫鬼の人につきしを知る法は鹿の角を碎いて飲ませは屹と分る。兩手。兩足を縮めて爪を隱してゐれば。狐狸に迷はされないとの俗傳もある。芝繫と謂ふて繩なくして馬を繫ぐの秘術は。「西東北や南のませぬきて。なかに立ちたる駒ぞ止まる」と唱ふるので。夫れを放さんと思ふ折には。「西東北や南のませぬきて。なかにたちたる駒ぞ離るゝ」と謂ふのである。悍馬を驚かさぬ法は猿の尾を馬の胸の前に懸くるのである。次に馬の舟に乘らないのを乘せる法は。「天ちくの流沙川なるわたしぶね。こまもろともにのりの道かな」の歌を三べん。馬の左の耳へ口を添へて讀み入れるのである。次に犬を殺せば七代祟る。死人の枕頭に猫が來ると惡いから。劍を捺いて置くが可いと謂ふ俗傳もある。(五)【節會的禁厭】。(屠蘇)正月元旦の屠蘇の「屠」は鬼氣を屠絶して「蘇」は人鬼を蘇生するとの意味で。酒は「サクル」とて風寒邪氣を避くるもの。酒を「三寸」と云ふのは邪氣の皮膚を去ること三寸との意味で。畢竟するに瘟氣を除ふ爲めの呪咀である。(門松)正月松飾の起原は。神代に於て素盞嗚命が南海に赴き給ふ時に。蘇民將來の家に宿ッて蘇氏の子孫は門に印の松を立て置けよ。其の家には屹と疫神を入れない。と約束し給ふたことがあるので。要するに除疫の呪咀の外ならないのである。(懸想文)懸想文と云ふのは。元旦丑の刻より赤き袴に立烏帽子を被て。町内を賣ッて通るもの。是れに錢を與ふれば女の緣めでたくあるべしと唱へて居る。(こぎの子)正月に童男童女が　ぎの子と謂ッて。木連子を蜻蛉の頭に羽根を附けて是を板にて突き上ぐる遊戲は。初夏の候になッて蚊に咬はれない爲の呪咀である。(懸鯛)鹽小鯛一雙を藁素て其の兩喉を結び附けて。齒乃木田都留葉を挿みて。元日から六月朔日まで竈の上に懸け置いて。六月朔日に調味して喰へば。瘟疫痢病は殊更諸の邪氣を避ける。(歲德棚)兒方棚とて其の年の吉兆の方角を兒方と謂ッて。毎家に其の方角に高棚を釣ッて幣を飾り。供物燈火を獻げて一年の冥福を祈る習慣がある。(七草粢)七日の朝七草を羹に仕て食へば。萬病を攘ふの呪咀となる。(歲越粥)歲越の日の小豆粥に餅を入れて賓て喰ふと。除病の呪咀と爲る。(二日灸)正月二日の朝に米で小兒の額に點を塗るのは種々の疫病を除く呪咀である。(上元粥)上元粥を糊に捏りて牛王の神札を貼ッて置くのは。拂疫の禁厭である。(粥木)正月十五日の粥木で女の腰を打てば屹と子を産む。(寶舟)二日の初夢に福德滿來の吉夢を見やうと思へば。寶舟の畫を枕の下に敷いて睡れば可い。(忌詞)年首の忌詞は餅を「カヾミ」。泣くのを「若水をあぐる」。餅を切るのを「ヒラク」と謂ふのである。(耗磨日)正月十六日は耗磨日と謂ッて。此の日に倉庫を開けば財產が滅するので。何家でも終日倉庫を開かない日である。(藥玉)五色

の絲で飾ッてある藥玉を肘に掛けてゐれば。惡鬼を攘ふの呪咀となる。（粧竈）正月元旦に赤土で竈の外面を塗ッて其の上を薄絹で掩ふて置けば。流疫病疾の兆を拂ふのである。（鳩豆）正月元旦鳩に對して七粒の小豆を呑めば諸病を免る。（伊勢海老）他家に嫁せんとするもの。他所に奉公せんとするもの。正月に飾れる伊勢海老を粉に仕て之れを蒲團の中に入れて置けば。不緣の憂が無い。（根引松）正月松飾の根引松を保存して置けば落雷の災を免る。（雜煮餅）正月十六日に雜煮餅を閻魔王に供へて後ち。鐵火箸で之を食せば中氣症を患へない。（菜花）二月二十五日菜の花を菅公の祠に供ふれば。其の子が蕩樂者とならない。（雛祭）三月三日の節句に兒女の雛待づきするは。兒女の幸福を祝ふの意である。（端午）卦に四月は純陽。五月一陰生ずれば天風の始なりと書いてあるのを見れば。畢竟するに陰氣が陽氣に逆らッて地を冒すの節であるから。武者人形で以て陰氣を退治するのである。（獨蒜）五月五日に獨蒜を搗き碎ひて。手足首頭とも云はず四支五體一面に塗て置けば惡瘡凍瘡の傳染を防ぐ呪咀となる。（鳩骨）五月五日に鳴鳩の脚骨を取ッて紅の袋に入れて。男は左に。女は右の手に掛けてゐれば。忽ち夫婦和合の呪咀となる。（五色餅）端午に五色の餅を食せば邪氣を攘ひ。餅を茅の葉に包んで五色の絲を以て五處に結んで之れを土中に埋づめて置けば。屹と行疫を拂ふのである。（嘉定喰）六月十六日に十六才の者が振袖を切て結袖とし。十六の數餅を食せば福來の禁厭で。饅頭の眞中に穴を穿けてお月樣を覗むれば除惡の呪咀となる。尙永樂錢十六枚で食物を買つて。默ッて十六才の少年男女に喰はせば。一生金錢に不自由をせない。（立秋）七月立秋に西方へ向いて。汲始の水で赤小豆七粒を飮むのも。厠舍を洗ひ清むるも共に痳病の呪咀である。尙は大豆で疣の上を三べん拭ふて。南向の屋根の二番目溝瓦の間に植へて置いて。後で熱湯を其葉に注て枯らすのは疣を落す呪咀である。（福來）正月元旦に日の字を四ッ山の字を二ッ重ねて書いて。其の下に「鬼隱急如律令」と書た符を首に掛けてゐれば長命の呪咀。五月五日に「除」の字を四ッ書いて其の下に「隱急如律令」と書いた符を門扉に貼つて置けば福來の禁厭と爲る。（小豆餅）土用の入の日に家毎で小豆餅を食するは暑邪に當らないとの呪咀である。（庚申）世俗庚申の夜に眠れば惡鬼に襲はれると謂ッて終夜睡眠らない者があれば。「彭侯子々々」と其の名を三べん唱へて寐れば。三尺永去。萬福自來とやら謂ッて呪文を唱へて寐る者も居る。（亥日）十月の亥の子に餅を食せば萬病を除くの禁厭である。（產土神）十一月十五日に三歲の小兒は「紐落し」。五歲の男兒は「袴着」。七歲の女兒は「湯文字とり」。九才の男兒は「褌とり」。十三才の女兒は「鐵漿つけ」等の仕初めを爲して產土神に詣づる。（節分）節分の夜に豆を室內に撒て。福は內。鬼は外と呼ぶのは追儺の禁厭で。竿に笊を附て出するは。邪氣を攘ふの呪咀である。（方柏）極月八日に笊を門前に釣るのは。方柏の目に擬へた者で。邪氣を拂ふの禁厭である。（追儺）追儺の夜に白朮餅。鷄などを燒いて神に供へば。樣々の行疫を拂ふのである。（冬至）冬至の日に「ん」の假名の二ッ附く名のもの七色で。羹をこしらへて之れを喫へば。開運富貴の呪咀と爲る。（初庚申）盜賊を防ぐ禁厭は每年初庚申の夜の十二時に。小紙片に「庚申一切」の四文字を書いて。竈司の庭か門戶の陰か他人の眼につかない處に貼ッて置くのである。（六）【宗教的禁厭】。商賣繁昌福德充來の呪咀と謂ッて。鞍馬毘沙門天の「福搔」を神棚に祭る商估があれば。弱惡美須の「金陽」（着色塑製の陰具）を勸請して。千客萬來を祈る妓樓娼家もある。祇園の「削掛の火」を以て元朝の羹を煮て喰へば。一年中の邪氣を除くといへば。賀茂の「卯杖」とて二尺餘の白木に日蔭の蔓を纏きつけて。倶利加羅龍の形に造ッてある護符を頂いて。惡鬼を攘ふと唱へて居る。難船の災難を恐れて角倉「舟祭の饅頭」を懷中してゐる船頭があれば。東寺「船牛王」の護符を所持して。船中風波の難を免れる客衆も居る。興福寺の心經會に使ッた松。杉の枝を持ッて居れば。厄を攘ふの呪咀であるかと思へば。招提寺團扇撒の「團扇」を飾ッて置けば。雷除の靈符となると言て居る。貴布禰の社に往ッて裏面に「鬼」の字が書いてある的を射ッて。惡魔を射殺したと思てる者があれば。三十三間堂の大矢數の。射垜を越へて外れたところの矢を拾ッて家の棟に挿して魔除と思ッてる者もある。每月一日か三日かの朝に。東北の方に向ひて「毘沙門天」の名號を稱念すれば。大福を得るといッてゐる欲張漢があれば。「赤山」の護符を頂いて方除の神符と思ッてる者も居る。北野九座祭に往ッて。東向の觀音堂から本社へかけて九度參詣すれば。平日の百度に當るといッてゐる者があれば。淸水の千日詣に往ッて。一日の參詣に四萬六千日の功德を祈る者も居る。洛東吉田家の「除疫」の護符を持ッてゐる小娘があれば。梅宮の社殿の砂を帶襟の間に佩びて。安產の呪符と思ッてる嫁女も居る。火難。盜難。口舌の災を拂ふといッて。八月朔日の日の出の前に「八月朔日。天中節。赤口白節鏖滅」の札を貼ッてゐる者があれば。萬病を除かん爲に十月亥の日に餅を食する者も居る。五條天神の「白朮餅」を守符とすれば邪氣を拂ふと謂へば。狗骨の葉に鰯の頭を付けて戶外に挿んで。お負に白朮を燒いて邪氣を拂ふ者もある。旅に居る亭

主が飢へない爲に。阿須明神に「御供」を備へてゐる妻があれば。臍の上に鹽を載せて旅のつれ〴〵に家の女房を懷ふ夫もある。正月十六日に雜煮餅を閻魔王に供へて。後ち鐵火箸で之れを喰へば中氣症を煩はないと云ふ呪咀があれば。毎月新らしい「タワシ」を荒神に供へて。赤兒が咳の病に罹らないやうに祈る法もある。毎月晦日に「餡物」を荒神樣に供へるは。其の子の配偶の下戸ならんことを祈る呪咀で。子を產んで七日以內に二つの鼻孔を穿てる犬張子を三寶荒神に供へるのは。赤兒が鼻孔の疾病を煩はない爲の禁厭である。早く次の子を得んと思へば。其の墓に屢ば參詣すべしといふ禁厭があれば。厚朴の卒塔婆を亡兒の墓前に逆樣に建て。次子の健康を祈る法もある。雷を除く呪咀に「南無大政威德天神如律令」と中央に大書して。其の兩脇に「大雷神。雲雷鼓制電」「大鬼神。降雹樹大雨」と書いて置くのがあれば。雷は怖れない爲の禁厭に「不醜」の二字を書いて。其の家の天井に貼つて抹香を燒く法も。右の二字を懷中して光明眞言を唱ふる法もある。（七）【療病的禁厭】。息の臭いのを治する法は。毎月朔日の日の出の時分に。口に水を含みながら東方から歩むことに足ばかりの處で。後方に向ひて東方の壁へ口中の水を七度に吐くのである。雀眼を治する法は。暮方に本人を宿る雀の處に連れて往つて。能々雀を見せた後ち竹竿を以て雀を逐ひながら「紫公々々我還汝盲汝還明我」と毎日〱謂つて居れば癒る。魚の骨が喉に立たる呪咀は。投網を頭から引被るのと。砂糖水を吞むのと。新らしい茶碗に汲始の水を汲んで「謹上太上東流順水如南火帝律令勅」と一息に七へん唱へて。茶碗の中へ息を吹き入れ其の水を吞むのとがある。次に眩暈がして復らない時には。家根棟に登つて瓦をまくつて。其の名を呼ぶと屹と正氣附くのである。火傷の呪咀に。「さるさはの池のほとりにありけるが。あじかの入道おふてこそ入れ」の歌を三べん唱へて後ち。火傷の處に口にて吹く眞似を三べん。足にて踏む眞似を三べんするのと。澁汁を塗るのと。蔺藁を抹けるのと。「大澤に大蛇がやけておわします。その水を付けていたまずうまずひりつかず」と唱て水を掛けて洗ふのとがある。次に「雨龍留」と書くのは。月經を止める呪咀で。「龍雨」と書くのは之を呼ぶ呪咀である。瘧の禁厭には「我むかしよりやくそくなればもみじばも。病とはしらず神かきのうち」。「我もがみ川なかれて淸き水なれば。あくたはしづむぬしはさかへな」の歌二首を符に書いて戶に押せ。虫腹の呪咀は「秋すぎて冬のはじめは十月に。霜がれだけは虫の子もなし」。「秋風は冬のはじめにたつものを。木草もかるゝ虫もしづまる」の和歌二首を詠めば覿面に治る。乳のまする呪咀は。「我は北傳」の文字を心中に觀念して「山は三つ石は九つこれやこの。鬼の栖ぬる岩屋なり鬼」。「おもひきや朝日にはるゝ腫物は。根もはもかれて跡はたへ鬼」との乳をみきる歌を讀む。鼻血とまる呪咀は「言」此の梵字を紙片に書いて吞せ。「きらく〱ときらめく湘にさわぐ血を。此うへきけばながれてとゞまる」の歌を三べん唱ふるのである。喉痺の呪咀は「生」の字を指にて三字かき其の指たて押さへて。「うのみこのうへくうことをのうにして。てうのふちゐぞ。ちやうと入けり」の和歌を三べん讀むのである。疱瘡の呪咀は「此の金太郎わかさおばまの孫左衞門が子なり」と白紙に書いて方々に貼るのである。めいぼの呪咀は。目いぼをツラシべにて三べん括る眞似を仕ながら「となりのおかたは何をしやる。こちはめいぼをくゝります」の歌を三べん詠む。「疵ぬく呪咀は。疵の大小に依つて箠のぢくに紙をまき長さ一寸ほどにして。其の紙の小口に火を付くれば。疵の根際より皺よりて夜の間に拔る。虫喰齒の呪咀は「天ぢくの天野川原で蘗を喰くふむしの供養」と三遍となへて後ち。梅の木の楊枝を痛む齒にくはへさせ。其の楊枝の先に灸を三火するのである。こぶらがへりの呪咀は。木瓜にてこぶらの處を撫で擦るので。木瓜の無い時は「木瓜々々々々」と三べん唱へて其處を撫でるのである。瘧おとす呪咀は。發句「霜おちて松の葉かろきあしたかな」。脇「くものおこりをはらふ松風」。第三「月かげはひまぜになりてかげもなし」の三句を符に書いて。おこり日の朝の早天に水にて吞むのである。小兒の頭の瘤の呪咀は。編笠を頭に被せて上より水を何杯も掛けるのと。今一つは柄杓の柄を瘤ある子供に持たせて。其の柄杓の柄に灸を幾つもすへるとがある。切齒の呪咀は。はぎりする人の常に寐てゐる所の。下の土を取てこまかにふるひ。其の人の寐入たる時分に彼の土を口に入れるのと。米を一摑左の手に握りて雪隱の中に這入りながら。其の米を右の手にうつして喰ふのとである。次に正月元旦の初尿で。腋臭を三べん洗へば屹と癒る。歲越の鰯の頭を粉にして耳の中に入れるのは耳痛の禁厭で。正月と五月と九月とに新らしい杓の底へ。小兒の年齡と名とを書いて川に流すのは小兒虫押の呪咀である。次に痔を治す禁厭に。機の簇を袖から半分出しながら。北向の廁に行き「痔の病を治し賜へ此の簇の金形を尊覽に備へん」との願を懸け。癒て後ち誓の如く簇の金形を出して右の廁に到りて謝する法がある。白砂糖を沸湯に攪き立て吞むのも。紙で小撚を拵へて鼻の穴をくすぐるのも。俱に噦（シャクリ）の呪咀である。產婦に知らさない樣に床の下に尺度を入れて置くのは。產後の熱を治する禁厭で。「鯉」の字を乳の邊に書いて其の上を墨で塗つて置

くのは乳風を治ずる呪咀である。次に瘧を治する呪咀に。梨を厚く切て其の一片を持ちながら。南方の氣を一口すふて梨に向ひ「南方有池池中有水水中有魚三頭九尾不食人間五穀唯食瘧鬼」の呪を三べん唱へて。呼吸をふきかけながら其上に「勅殺鬼」の三字を書いて。朝日の未だ出ない前に是を喰はしむる法あれば。「魁魃魈魑魍魑魎」の七字を橘の葉七枚に朱にて一葉毎に書きながら。夫を焙り乾かし細末にして早朝の井水にて北に向ふて飲む法もある。(八)【世事的禁厭】。旅中で病に罹らない呪咀は。早天出發の時に生姜を一ッ口中に含んで居れば好い。別けて暑氣の時分は蒜の實を臍の上に置いて居れば。暑氣に中らるゝ心配がない。次に挽茶を懷中して居れば饑餓を凌ぎ。火附木を持つて居れば足に豆が出ない。節分の豆を年齡の數ほど食つて旅行すれば。蛇と豆の出る掛念が無いなど謂つて居る。家内に旅立ちし者があれば。三日間は家を掃かないで。婦女は櫛を取らないで居るのは。旅中の安全を祈る禁厭である。旅で船に醉はない法は。鹽を臍に當て紙で其の上を張ておくのと。白紙に白酒を浸して。夫れを粉碎いて懷中して居るのと。舟に醉つた折には腹籠の魚を水で飲むのとの呪咀がある。雪隱で時鳥の啼聲を聞くのは不祥の兆である。その不祥を攘ふのに犬の吠ゆる眞似するのと。衣服を脫いで拂ふのと。大聲で返事するのと。芋畑々々といふのと。芋を鉢に植へて雪隱の中に入れて置くのとの呪咀がある。大便を忍耐する法は男は左の手の掌に。女は右の手の掌に指で「大」の字を書いて三べん舐めるので。次に小便を忍耐する法も。大便の時の樣に手の掌に「小」の字を書いて舐むるのである。婦人の褌を竿に附けて振るのは火炎を免るる呪咀で。火災の安否を前知する法は。手洗鉢の水を掬つて試みるので。其の水が溫なれば凶。冷なれば安穩の兆である。十二月に豬の耳を切つて梁の上に置くのは。福德充來の呪咀で。五月五日に鼈の爪を衣服の襟の裏に縫込ておくのは。物わすれせない禁厭で。雄鷄の毛を燒いて酒に浸けて飲むのは。諸願成就の呪咀で。錢ほどの眞紅の朱鼈を持つて居れば。男は劔難を脫れ。女は他人に戀慕るゝ禁厭と爲る。端午に「滑」の字を書いて置くのは蚊を除く呪咀で。女が胸に針を刺して寐るのは寐て居る時に大蛇が寄らない禁厭で。手の爪と足の爪とを一緒に剪るのは不吉。硯に字を書けば無實の讒を受ける兆で。硯の塵を吹くと疫に罹るのである。飲酒の前で水を飲むのも美濃柿を臍の上に當るのも。倶に酒に醉はない禁厭である。蠟燭に「叶」といふ字を小刀の先で三べん書いて置くのは。蠟の流れない兒咀で。男根を祭るのは商估福德を得るの禁厭である。豆腐や餅なんぞを燒く時に頭の上で三べん廻して燒けば決して燒損は仕ない。「おのへ〳〵」と水の上に書いて。夫れから鹽肴や漬物を浸せば靦面に驗を出して仕舞ふのである。憶病者が魘はれた折の呪咀に。靜かに手か風呂敷かを以て病人の口鼻を息の出ないやうに掩ふのと。病人の口中に小便を流込むのと。脚の踵を勢一杯に咬むのと。面に唾を噴きかけるのと。種々雜多の禁厭がある。胎兒の男女を知る法は。婦人が厠へ往く時に。後から不意に夫に呼びかけられて左から見返へれば男。右からなれば女である。枕か箸かを人の知らぬ樣に。四角に削つて「トンロクモンツハ」と書いて。常に懷中して居るのも。石塔の角を碎いて。其の片碎を持つて居るのも。倶に勝負事に負けない呪咀である。時鳥の黑燒を素湯で吞むのは言葉のナマリを直す法で。桐の下駄の欠げない呪咀は。桐は不淨を忌むものなれば。雪隱などへ穿いて往かないことである。次に梓の木を庭に植へて置くのも。此の木を材木に用ゐるのも。五月五日の午の刻に艾葉と浮草とを取つて陰干に仕て置くのも。桑の枝を軒端に挿すのも。「桑原々々」と謂ふのも倶に雷除の呪咀である。山椒を咬んで鼻の上に塗るのは。漆にまけない用心で。鹽を一寸と火の中へ撮み込むのは。炭火のはれない呪咀である。樹木を植て枯らせない法は。紙に卯月八日と書いて枝に結んで置くので。樹の根に蠶の蝶を埋むるのも。着の洗汁を注ぐのも。樹木に虫の生かない呪咀で。人髮を菓樹に掛けておくのは。菓實を鳥に喰はれない法で。梨子の樹に草鞋を掛けておくのは。果實を澤山實らす爲の禁厭で。茄子の花盛の時に葉を取つて。途に布いて灰で上を掩ふて人に踏ますのは。茄子の澤山に繁る呪咀である。衣服に付て居る墨を拔く法は。「まかなくになにを種とて浮草の。なみのうれ〳〵おひしげるらん」の歌を三遍よみ〳〵。ふくみ水にて洗ふのである。男の衣服を裁つ兒咀は。先づ「天福悔來地福圓滿一切諸願皆令滿足」の文を三べん唱へて後ち。更に「あさ日たつあひしの宮のおしへにて。うはぎたからを今ぞたちぬふ」の歌を謠ひながら裁つので。女の衣服を裁つのにも「ちはやふる神のをしへをわれぞする。此やどばかり富ぞふりぬる」。「あさひめのおしへはじめしから衣。たつたびごとによろこびそます」。「あさ日たつあひしの宮のをしへにて。男のうはぎ今ぞたつなる」の歌を唱へるのである。て。衣服の裁縫は吉日を撰ぶこと肝要なれども。若し急用の時には「つのくにのあしきえびすの衣たちて。時をも日をもきらはざり鬼」。「から國のあられえびすのきぬなれば。時をも日をもきらはざり鬼」の二首を唱へて裁てば可いのである。次に春畫を簞笥の抽斗に入れて置けば。衣服が殖へるとの俗傳もある。

マシナ

咽喉に魚の骨の立たる折は「鵜の喉」と三べん唱ふれば拔ける。火事近所に有る時は「燒亡は柿の木まできたれども。あか人なればそこで人丸」の歌を書いて。表の戶裏の戶に貼れば火の粉さへも來ない兜咀である。失せ人を探索する兜咀は「三太郎コイヨ」の字を二寸五分の紙片に三行に書いて。失せ人の常に往たる雪隱の丑寅の角に屋根の梁に貼つて置けば奇妙に出るのである。次に何か紛失物があつた時には。紙を捻て狗犬の足を括つて置けば現面に出て來る。新釜の金氣を止る法は。「南無阿彌陀佛」の六字を釜の底に書くので。夜る臥て起たい時分に眼を覺す兜咀は「人丸やまことあかしのうらなれば。われにも見せよ人丸が塚」の歌三べん唱ふるのである。物わすれせぬ兜咀は。五月五日の夜明に。東に出たる桃の枝を三寸に切つて。衣服の襟に縫入れて置くので。門出の時の兜咀は「きしひこそたつかみきはにことのれの。とこには春をまつぞこひしき」の歌を唱ふるのである。次に惡き夢見たる時の兜咀に「南無福德幸頂彌功德菩薩」の文を三遍となふる法があれば。惡き夢の夢違の兜咀に「にるめる今夜の夢はあしからじ。たがへる戶の下にねぬれば」の歌を三べん讀む法も。口中に水を含みながら東の方に向ふて「惡夢著草木好夢滅珠玉無咎矣」の兜咀を唱ふる法もある。海河を渡る時に「朱」の字を書いて身に佩るのも。手に「土」の字を書くのも倶に災難除の禁咀である。次に「往宋名無忌知君是火精大金輪王勅」の兜咀を書いて門扉に貼るのは火災除の禁厭で。正月元日に「立春大吉日」の五字を書いて門毎に貼るのも。諸神諸佛の守護札を貼るのも拂邪の禁厭である。次に酒席に臨んで惡醉せない法は。酒盛の最初に口の中で「水々々」と三べん唱へながら一盃を一口に飲干して他人に獻盞すれば好い。餅を長らく貯へて黴さぬ法は。餅を入れてある桶か瓶かに串柿を一本入て置くのである。「狹斜の柳巷で女郎衆がする禁厭も色々であるが。其多くは猥褻至極の禁厭であるから玆に載することが出來ない。（九）【結論】「一」自然の經驗に因れる禁厭。例せば雷が臍を取るからと云ふて雷鳴の時に地に俯伏するもの。蚊帳の裡に隱れるもの。爐に烟を上げるもの。軒に鎌を立つるもの。線香を薰するものなどあるは要するに自然の經驗よりして得たる禁厭である。「二」氣象の感應に因れる禁厭。例せば鷄犬の啼聲を以て人間の不幸。病人の死亡を告ぐる前兆と謂つてゐるのは。禽獸と氣候との感應を意味するのである。更に言葉を換て謂へば。鷄や。犬が人間の死生を豫知するのでは無いけれども。渠等は人間よりも遙に晴雨。風雷など氣象變化を前知するの能力を持てゐる。で。病人の多くは天氣の變化に依て絕命するものであるから。隨て禽獸の啼聲が人間死亡の前兆ともなれば。是に依て人間の不幸。死亡を占ふ樣にもなつたのである。「三」他物の肖似に因れる禁厭。例せば犬若くは犬張子が小兒の健康。安產に關係を有するのは。狗兒の健康と生殖の安易とに肖似せん爲の兜咀で。小兒の拔齒を屋上に投げて鬼の齒。椽下に投て鼠の齒と謂ふのも。虎の顏を產湯に映寫して小兒の健康を祈るのも。分娩の折に縫針筆墨を胞衣と倶に埋めて生兒の裁縫。寫字に堪能なれと望むのも。倶に他物の肖似を願ふの禁厭である。「四」形狀の類似に因れる禁厭。例せば糸瓜の尻が痔病。若くは腎部の疾病に關係を有することも。鼠の眼やら犬張子の鼻やら眼が。鼻の疾病に關係を有することも。畢竟するに其の形狀の類似よりして得たる禁厭である。「五」語音の類似に因れる禁厭。例せば海老と偕老と。昆布と子生婦と。鯣と壽留女と鯛と多居と。餅と金持子持と。豆と健康と。苧橙小判餅と親代々金持と。榎樹と緣切若くは薄緣と。四と死と。摺子木と損耗と。忘草と忘貝と尖念との如きは語音の類似に依て喜憂禍福を占ふのである。「六」衞生の意味に因れる禁厭。例せば兒童が夭死せし後ち次子を得んと想へば。常に吾兒の墳墓に參詣すべしと云ふのも。產後に合せ鏡と高聲とを禁するのも。倶に衞生の意義よりしての禁厭である。「七」醫藥の意味に因れる禁厭。例せば水浴と眼疾。鼻血若くは疝痔との關係。「山椒と蜂害との關係の如きは醫藥の秘傳に因れる兜咀である。「八」英雄の崇拜に因れる禁厭。例せば流行病と鎭西八郎。鍾馗。扨は井上角五郎などの關係は一種の英雄崇拜で。要するに渠等の萬能力を信するからである。「九」歷史の事件に因れる禁厭。例せば「伊勢」の文字が安產の禁厭と爲てゐるのは。そも〳〵伊勢は畏くも昔天の岩戸を開いて此の世に顯はれ給ひける。天照皇大神宮の鎭坐させ給ふ有難い土地柄で。其の歷史上の事件を種に。怖れ多くも安產の禁厭と仕たのである。狐狸の災を脫れる爲に眉毛に唾を塗る兜咀は。淸和天皇の眼前に一疋の野狐が躍出たのを見て。傅役の忠仁公が「魔を伏せ給へ」と申上たるを。眉を伏せと聞違へ給て。兩の御手を以て兩の眉を撫でながら御眼を閉ぢ給ふたとに起原を持てゐる。彼の小兒の夜泣を止める兜咀に「コマ〳〵」と謂ふのも。其實は韓國の醜蝦を怖れてゐた時代の事柄である。

マチブギヤウ　町奉行。德川幕府の職名に町奉行といふあり。大なる都會にて。市中撿斷訴訟等の事を總掌す。鎌倉室町の時は此職名なし。但し鎌府に保奉行といふは。德川氏の町奉行に似たるへし。さて江戶町奉行の起立並に職務のことは。德川禁令考に詳なれば下に抄す。累代武鑑に。當職起立を云て。天正十八寅

年。關東御入國(德川家)之節。北條之臣和田與兵衞に任し。小田原地奉行を兼勤せしむ。山岡助兵衞同斷とあり。其後或は二名。或は三名。又一名。同時に奉職の者ありて享保四亥年に至て。以後又古來之通二人役と成ると記せり。爾後慶應元丑年十二月まて列官を載名す○町奉行起立書(截約)町奉行所の儀は。年月不知。神田與兵衞初而御役被仰付云々。神田與兵衞跡。山岡助兵衞又は岸助兵衞と兩樣に書留有之。慶長五午年之頃。關ヶ原御陣に付。板倉某へ加藤某差添。町中仕置勤方被仰付云々。慶長十三申年。町奉行兩人に被仰付。南北に相分れ。其後元和五未年迄子細不知。南奉行一人に而相勤候處。北奉行被仰付。猶又兩人に相成。明曆三酉年。奉行所燒失後一人勤に相成。寬文元丑年如元兩奉行に相成。元祿十一寅年。新規一人三奉行に成。享保四亥年より如元。町奉行兩人に相極る云々。官中秘策に。町奉行二人三千石とあり。按に古書詳畧あれとも立制初說の人名。竝に享保年間町奉行二人に極る說は。秘策に符合す。故に竝ひ載せ參考に具ふ。此他奉行の住する官廨は頗る沿革あり。其變故亦觀るへし。」支配向。石出帶刀。町年寄。組附。與力二十騎。同心二十人宛。此外牢屋同心同番人等あり。」享保四已亥年四月(闕日)本所奉行廢止に付達(按に徃時町奉行へ關する條欵は。此記載を首とす。憶ふに數治の初世に方り。豈に此に止らんや。但官府屢々罹災して多く古記を亡ふ。今殘牒を捜索するに。條說の徹せすして枝葉に涉る尠からす。乃ち已下諸記を鈔出して之を辨す)。町奉行へ。本所奉行相止候方之儀唯今之通町奉行可有支配候。四月(町奉行起立書に云ふ。本所道役淸水八郎兵衞。家城善兵衞は。萬治二年初て御取立(本所深川地開拓)。御普請之節より被仰付。貞享元年迄本所奉行支配相勤候處。奉行相止み。元祿六年迄地方觸役相勤罷在。又候本所奉行被仰付候に付。如先規道役被仰付。享保四年。本所奉行相止み。其節より町方支配に罷成候。按に當時本所奉行を廢する本書の達あり而して道役を止むの言なし。故に之を附記す)。」同年同月(闕日)兩國橋新大橋支配達書。町奉行へ。兩國橋。新大橋。向後町奉行支配に被成候。四月(按に。此條は前條と年月既に同し。則本所奉行廢止と同時に發令あるものとす。慶寬私記に。又之を掲け。享保四年四月本所奉行御免。道橋は御勘定奉行とあり。二說に依れは府下の架橋是より兩廳に分隸するに似たり。然るに寛政二年七月の達書には。川通御普請之儀は。御勘定所川々定掛持被仰付とあり。此文意は一局持の如し。諸記其詳を得す。之を古吏に問ふに。此條に達する二橋に永代橋。大川橋を加へ四大橋と唱へ。其換架修繕皆町奉行所にて董役し。勘定所の川通定掛も之を管理す。即營繕廠に榜示して。町方掛。定川掛と題す。蓋し先規と云ふ。然は則架橋の執務は兩廳協議に成るも。往年の達書に準ふなり。但永代橋。大川橋の達令を未だ得す。雜捜して他日之を補ふへし)。」享保四已亥年七月(闕日)本所深川水道浚其外屋敷等處置之儀に付達。町奉行へ。本所。深川邊上水下水定浚圦樋修復。其外樋之戸明立見廻り等之儀。只今迄者本所奉行受負之者に申付。本所筋所々に而明屋敷之内。拜領地申付置。其屋敷之助成を以。右之修復道橋見廻り迄。自分入用に而相勤候。然る處此度本所奉行相止。町人拜領屋敷も上り候に付。向後右之場所町奉行可致支配旨被仰出候。右修復入用之儀者。只今迄町人拜領屋敷は上り候得共。右屋敷借地致候者も可有之候間。地代宿代何も其方へ相納させ。其料を以修復等可被申付事。本所之内町奉行支配之町屋敷前地通に有之。河岸へ土藏或は番屋材木置場等向後町奉行計之支配に相成候事。御材木藏近所之馬場一箇所有之候。向後者町奉行支配に可申被付事。右之通可被得其意候。御勘定奉行へ可被談候。七月。」元文四已未年八月(闕日)兩水道町奉行支配可致旨達。町奉行へ。神田玉川上水向後町奉行支配道奉行は道計可相勤旨被仰渡。」八月(按に府下道路は萬治の頃より道奉行を置て之を檢す。元祿の頃より道奉行をして。更に神田玉川上水兩水道も兼れ檢視せしむ。然るに此回之を改革して。兩水道は町奉行へ檢視せしむ。已來聯綿して明和五年に及ひて再ひ變制ありて。道奉行并町奉行兼勤を解き。兩務を合せて普請奉行委任となる。其事跡數條あり。之を普請奉行の項に收む參觀すへし)。」延享元甲子年五月(闕日)。道筋取計方の達。前考に云ふ如く。此前道奉行ありて其時務を執る。此に至て其務漸く岐を爲す。此達書ある所以也)。町奉行へ。道筋の儀に付。町奉行。道奉行取計之儀者。前々之通雙方申談可被取計候。尤新規之儀無之樣に相心得。若差支候儀有之候時者。猶以熟談仕。古格に不違樣に相心得。萬端差支無之樣に可被致候。五月。」寛延三庚午年九月(闕日)。在牢の者人數高書上方達(按に入牢の人員を査問するは。其減員を注意する一端にして。徃時より六箇月を過ろもの。必す具狀上申せしむ。此令屢々降て絕へす。今一例を收む。其他は之れにて準知すへし)。町奉行へ每月在牢之者人數高書付被差出候節。六箇月以上吟味不相濟。致在牢居候者有之候は。誰々掛に而何と申者致在牢居候段。別紙に書付。七箇月目に可被差出候。」寶曆三癸酉年十一月(闕日)町奉行取扱聚金の儀に付き達書。町奉行へ。町奉行所にて取立候公役金。地代金其外過料。竝闕所金等。當時有金竝此以後相納候分。向後御金藏へ可被相納候。依之闕所金之内。五百兩宛可相渡置候間。一箇所にて與力兩人

マチフ

宛掛遣方委細致吟味。帳面仕立。御勘定所へ差出候樣可致候。右之外養生所入用。川淩諸向人足賃等。其外品々迄。町奉行所より相渡來候分者。其度々御金斷差出候樣可被致候。右之通可被得其意候。委細之儀者御勘定奉行へ可被談候。十一月。」寶曆四甲戌年閏二月(闕日)公役金其外出納の儀達書。町奉行所へ。公役金其外町奉行取扱候金銀之分。當時有高不殘御金藏へ相納。別段金貳百兩從御金藏受取置。少分宛之入用者右金を以相拂。有高過半減候へは遣拂之譯書付御勘定所へ差出。又々請取置可被申候。金高之入川之節者其譯書付差出。前條貳百兩之外に御金藏より受取可被相渡候。此以後取立候分者其度々御金藏へ相納可被申候。但翌年に至り。一箇年限元拂勘定帳內譯委細に認諸向之通御勘定所へ可被差出候。兩役所附過料竝闕所金之儀者御金藏へ相納に不及唯今迄之通諸入用等右之內にて取計勿論御役宅修復入用も右金を以相拂勘定之儀新條之通委細に相認。翌年御勘定所へ可被差出候。與力同心拜借金之儀者有金にては無之候間。納之節之有金高に結可被申候。尤從當年々賦返納之積可被申渡候。右通相心得御勘定奉行可被談候。二月。」寶曆四甲戌年四月(闕日)流罪の者取扱の儀に付達書。町奉行へ。遠島者申渡相濟內に差置人數拾人程に相成島々へ差遣候に付。唯今迄致永牢候者も有之候。向後遠島申渡。六七箇月程に而人數何人有之候共。出船爲仕候樣可被致候。勿論七箇月に限候儀にも無之候。七箇月越候儀有之候而も不苦候。然其七箇月越候上致延引候儀は如何に候。其節之時にも可寄事に候間。其節々可有作略候。四月。」天明三癸卯年十二月(闕日)町奉行所費用減省方の儀に付達書。町奉行所へ。近年御料所損毛打續候上。當卯年關東北國筋不作にて御收納相減候に付。從來辰年來る戊年迄七箇年之間。諸向御儉約之儀。被仰出候。右に付。町奉行所御定高之儀者。牢屋兩溜等之御入用にて年々入牢人之多少に寄。御入用增減有之儀に候得共。諸向被仰出も有之。一體支配向も多候間。無益之御入川相懸り候。又者御益筋可相成儀有之候はゝ。猶心付可被申聞候。委細之儀者御勘定奉行可被談候。」寬政八丙辰年三月(闕日)。町奉行所へ新規留役置の儀達書(按に此達の町奉行支配留役は。同年四月吟味物調役と改稱の再達あり。今之れを略す)。小田切土佐守。坂部能登守。此度各支配留役兩人宛新規被仰付候。勤方之儀者。都而寺社奉行支配留役に準し。諸御用向爲取扱可被申候。尤牢問有之節はたとへ寺社奉行。御勘定奉行掛之囚人に而も。一人宛は立合之心得而罷越候樣可被致候。其外勤向之儀者猶又得と取調可被相伺事。三月。」文化十二乙亥年六月(闕日)僞稱脚夫騙取雇銀の儀に付觸書。町奉行へ。奉行所吟味引合等に而在方之者呼出候節之差紙は江戶宿へ相渡。江戶宿より飛脚を以。村々へ遣ひ相附。右差紙を請候ものより飛脚賃錢於其所受取來候處。近頃贋差紙を持參。江戶宿飛脚之由僞り。飛脚賃錢かたり取候もの有之趣相聞。村々難儀之事に飛。依之以來者其所において飛脚賃錢不相渡。差紙請候もの江戶着之上。右差紙取次候。江戶宿へ掛合。御當地において賃錢可相渡。右之趣者江戶宿共へも申渡置條。可得其意候。但全怪敷差紙と心附候はゝ。右差紙持參候ものを其所に留置き。其筋へ可訴出候。右之通天明七未年相觸候處。近來又候贋差紙取拵。賃錢かたり取候もの共有之趣相聞候。右者畢竟村方之もの共油斷よりの事に付。差紙持參候もの路用差支候抔申候とも。其所においては賃錢決而不相渡。先年相觸候趣。急度可相心得候。右之趣御料者御代官私領主地頭寺社領とも不洩樣可被相觸候。六月。」文化十三丙子年二月(闕日)。博奕賭勝負嚴禁可相守旨公告に付達書(按に賭勝負は法禁の嚴なる者。然れども匪徒動もすれは之を犯す。因て頻々警令を降す。就中此回其變に會する處置を擧け。爾後を警示する最も觀るへし。乃ち之を收む。此他警令の趣旨異同なき者は省す。其要亦た此に準して知るへし)。町奉行へ。博奕賭之勝負前以御法度之趣。度々被仰出も有之。武家屋敷其外に而も常々嚴敷可申付者勿論候處。近來一統相弛候由相聞。既に先達而小普請三枝淸之助屋敷內に而。他所之者共入込。博奕いたし候間。淸之助能出相咎候得者手向致し候に付。討留候者も有之。逃去候者共追々召捕。吟味之上御仕置申付候。依之寬政四子年相達候通。彌厚く相心得召仕とも無油斷嚴重に申付。不相川においては他所之者入交候とも無用捨召捕。奉行所又者火附盜賊改へ可相渡候。時宜によつては討捨に致し候とも不苦候。右之通相觸候間。可被得其意候。二月。」文化十三丙子年十二月九日。博奕賭事犯罪者可逮捕趣觸書(按に前條の嚴禁を布告あるも犯者尙ほ懲りす。此に於て徑ちに逮捕に勉力を致す。此令を收て弊俗の改め難きを示す)。町奉行へ。博奕之儀。近來總體相弛み候由相聞。不埒に候。依之町奉行竝火附盜賊改組之者繁々相廻り。博奕者勿論隱富等紛敷諸勝負事嚴敷遂穿鑿。召捕候樣申渡候。町家者不及申。屋敷々々へも踏込召捕候儀可有之間。其趣を存し。銘々無油斷相改。右體之ものは早速捕置可申立候。若等閑なる次第も有之においては。主人又者町役人等不念たるへく候。右之通可被相觸候。十二月。」天保十四癸卯年三月十三日。町用諸費改省方の儀達書。寬政之度町法改正之儀町々へ申渡。町入用多分相減候由之處。近來猶又相弛候に付。此度寬政之度改正之規矩に復し候樣。

町々へ申渡町入用減方之儀精々爲取計候に付。假令御用筋に拘り候儀に候共。厚勘辨之上。御用向御差支不相成程に候はゝ。いかにも町々に而手數不相懸樣取計遣し。御成等之節下宿と唱へ其筋之辨理に隨ひ。町々へ休息所等申付候共。可成丈手數不相懸勘辨致し。其外右樣之類都而町入用に相響候分は其筋に而取締方致し。町入用不相懸。町々難儀不致樣可被取計候。右之趣御用に付。町々へ休息所其外用辨申付候面々へ可被達候事。三月。」文久二壬戌年十一月二十二日。逮捕方に探偵夫を驅役する儀に付達書。町奉行へ。覺。其方共組之者手先に遣ひ候目明し。岡引之儀に付而者寛政度相達置候趣も有之候處（此達書今存せす）。捕者等有之節。兎角右類之者を遣ひ候故。近來右之者共權高に相成。諸向より賴を受。剩身者働方不致。下引と唱候ものを遣ひ。追々多人數に至り。市中を煩し候者共も有之由相聞。以之外之事に候。一體捕者之儀者組之者自身手を下捕方可致筈之處。畢竟等閑より手先を遣ひ候次第に至。或者風聞探索等も人傳に相任候故。下々之者共心得違如何之及所業候儀も可有之。以來右樣之流弊急度改革致し。精々取締方申付候樣可被致候事。十一月（以上大成令慶寛私記。教令類纂羈書留）。右德川禁令考所載なり。さて町奉行の人名は。天正十八年より。慶應四年まて下に揭ぐ。年號不詳。神田與兵衞。岸助兵衞。慶長五年板倉四郎左衞門（此四郎左衞門は。三州額田の住人。板倉八右衞門好重の嫡子なるが。關ヶ原征伐として江戸發駕の節。與力同心に召出され。程なく町奉行となり。靜謐の後。京都所司代に申付られ。伊賀守と任官す」。慶長五年加藤加左衞門（加藤加左衞門は御使番にて。關ヶ原供奉の人數の中たりしが。四郎左衞門に附屬せられたり）。慶長年間彦坂小刑部。同青山常陸之助（後播磨守忠成）。同內藤修理亮最初より町奉行は壹人なりしが。此修理亮の時より貳人となれり」。元和四年より同八年迄五箇年。元和八年より寛永十五年迄十七年。米津勘兵衞。」寛永十五年より同十六年迄酒井因幡守。」寛永十六年より慶安四年迄十三箇年朝倉石見守。」慶安四年より萬治二年迄九年石谷右近將監。」萬治二年より寛文七年迄九箇年。村越長門守。」寛文七年より天和六年迄十五箇年島田出雲守。」天和六年より元祿六年迄北條安房守。」元祿六年より同十一年迄六箇年川口攝津守。」元祿十一年より寶永元年迄七箇年。保田越前守。」寶永元年より享保二年迄。十四箇年。松野壹岐守。」享保二年より元文元年迄二十箇年勤續寺社奉行へ轉任。大岡越前守。」元文元年より同四年迄四箇年大目付へ轉任。松波筑後守。」元文四年より五年迄二箇年役中に卒す。水野備前守。」元文五年より延享三年迄七箇年役中に卒す。島長門守。」延享三年京都町奉行より轉し。寛延三年迄五箇年役中に卒す。馬場讃岐守。」寛延三年より寶曆三年迄四箇年役中に卒す。山田肥後守。」寶曆三年京都町奉行より轉し。明和五年迄十六箇年役中に卒。土屋越前守。」明和五年勘定奉行より轉し。天明四年大目付へ轉任十七箇年。牧野大隅守。」天明四年勘定奉行より轉し。寛政元年宮內卿御家老へ轉任六箇年山村信濃守。」寛政元年京都町奉行より轉し。同七年大目付へ轉任七箇年。池田筑後守。」寛政七年大坂町奉行より轉し。同八年西丸御留守居へ轉任。坂部能登守。」寛政八年御目付より榮轉す。初め大學といふ。同十年迄役中に卒す。村上肥後守。」寛政十年勘定奉行より轉し。文化十二年迄十八箇年。根岸肥前守。（役中に卒せられしが。多年精勤の故を以て五百石加增）。」文化十二年勘定奉行より轉し。文政三年大目付へ轉任。岩瀨加賀守。後伊豫守と改む。」文政三年大坂町奉行より文政四年迄。願之通御役御免。若尾但馬守。」文政三年長崎奉行より轉し。同五年伊賀守と改め。天保九年紀伊守と改め。同十二年西丸御留守居に轉任し。五百石加增。筒井和泉守。」天保十二年四月小普請支配より轉し。駿河守と改め。同年十一月御役御免寄合に被申付。矢部左近將監。」天保十二年十二月御目付より轉し。同十四年改革取締り行屆き候故を以て。五百石加增。同年勘定奉行兼。同十五年願に依りて御役御免。鳥居耀藏。甲斐守と改む。」天保十五年御勘定奉行より轉し。弘化二年迄五箇年御小姓組番頭に被申付。跡部能登守。」弘化二年大目付より轉し。嘉永五年迄八箇年。願に依て御役御免。遠山左衞門尉。」嘉永五年御勘定奉行より轉し。安政四年大目付に轉任す六箇年。池田播磨守。」安政四年大目付より轉し。同五年再度大目付に轉す。伊澤美作守。」安政五年大目付より再勤。同六年勘定奉行兼勤。文久元年願之通り御役御免。池田播磨守。」文久元年御目付より轉し。同二年御小姓番頭に轉任。黑川備中守。」文久二年八月勘定奉行より轉し。同時に勘定奉行兼勤被申付。小栗豐後守。」文久二年外國奉行より轉し。同三年八月御役御免差控被仰付。井上信濃守。」文久三年八月西丸御留守居より轉し。元治元年六月外國奉行に轉任す。再勤佐々木信濃守。」元治元年六月大目附より轉し。同十一月本家相續被仰付。松平石見守。」元治元年十一月勘定奉行より同十二年大目付へ轉任。有馬出雲守。」元治元年十二月勘定奉行より轉し。慶應元年講武所奉行に轉任す。根岸肥前守。」慶應元年大目付外國奉行兼勤より轉し。慶應二年歩兵奉行へ轉任す。山口駿河守。」慶應二年八月被仰付。同十月勤仕竝寄合に轉す。有馬阿波守。」慶應二年十月被仰付。同三年御勝手方勘定奉行兼勤。同

マチフ

四年陸軍奉行に轉任。駒井相模守。」慶應四年正月より三月迄。黒川近江守。」慶應四年三月五日被仰付。同十日願に依りて御免。松浦越中守。」慶應四年三月廿五日被仰付。佐久間幡五郎。」慶應四年四月山岡鐵太郎。」江戸町奉行は南北二ヶ所なり。前記の分は北町奉行のみなり。」南町奉行。慶長十三年申の九月より土屋權右衛門後兵部之輔。」元和四戊午年八月より同八壬戌年三月迄五箇年。島田彈正。」元和八壬戌年三月より寛永十五年戊寅二月迄。加々爪民部。」寛永十五年寅二月より寛文元丑年六月迄。神尾備前守。」寛文元年辛丑六月より延寶元癸丑年迄十三箇年。渡邊大隅守。」延寶癸丑年より同八庚申年迄八箇年。宮崎若狹守。」延寶八申二月より同年八月迄。松平與右衛門後隼人正。」延寶八年八月より元祿三庚午年十二月迄十一箇年。甲斐庄飛彈守。」元祿三年十二月より同十丁丑年四月迄八ヶ年。能勢出雲守。」元祿十丁丑四月より同十年癸未迄七箇年。松前伊豆守。」元祿十六癸未年六月より。林土佐守。」寶永二酉年正月より享保四已亥正月迄十五箇年。坪内能登守。」(同年四月十四日番所被減。與力五人。同心四十人兩番所へ割入。右殘與力。同心御手先二十九組へ割入。享保四年亥正月能登守病氣御役御免。町奉行二組に被仰付。能登守元組與力同心中山出雲守。大岡越前守組へ與力五人。同心四十一人御殘し。相殘る分は御手先へ割入れに被仰候)。元祿十五年八月より正德四午正月迄十三箇年。丹羽遠江守。」正德四甲午年正月より享保八癸卯年六月迄十箇年。中山出雲守。」享保八癸卯七月より同十六年癸亥九月迄九箇年。諏訪美濃守。」享保十六癸亥年九月より元文三戊午年二月迄八箇年。稻生下野守。」元文三年二月より延享元子年迄七箇年。石崎土佐守。」延享元子年六月。諸太夫甚四郎事能勢肥後守(寶曆三年三月二十八日御本丸御普請奉行被仰付。但し町奉行之節持高御役料共三千石。寶曆五年四月病死)。」寶曆三年四月より御作事奉行より十七箇年。依田和泉守(後豐後守と改む)。」明和六丑年八月より十九ヶ年。曲淵甲斐守。」天明七年未六月朔日西丸御留守居被仰付候。天明七未年六月寄合より被仰付一ヶ年。石河土佐守(同年九月十九日於御役屋敷病死)。」天明七未九月二十六日御普請奉行より二ヶ年。柳生主膳正(同八年九月十日御勘定奉行上座勝手方被仰付)。」天明八申年九月より浦賀奉行より被仰付四箇年。初鹿野傳右衛門(後河内守。同年十二月十六日諸太夫被仰付。寛政三年十二月於御役屋敷病死)。」寛政四子年正月より大坂奉行より被仰付二十箇年。小田切土佐守、文化七年十二月二十六日數年間精勤に付五百石御加增。八年四月二十四日於御役屋敷病死)。」文化八未年四月二十六日御勘定奉行より。永田備後守(文政二年四月二十六日於御役屋敷病死)。」文政二卯年四月御勘定奉行より被仰付。榊原主計頭」。天保七申年九月御勘定奉行より被仰付。大草能登守。」天保十一年二月御勘定奉行より。遠山左衞門尉。」天保十四年二月大坂奉行より被仰付。阿部遠江守。」天保十四卯年十月小普請支配より被仰付。鍋島内匠頭。」嘉永元申十一月御勘定奉行より被仰付。牧野駿河守。」嘉永二年八月四日長崎奉行より被仰付。井戸對馬守。」安政三年十一月大目付より被仰付。跡部甲斐守。」安政五午五月御勘定奉行より被仰付。石谷因幡守。」文久二年六月御勘定奉行より被仰付。小笠原長門守。」文久二戌年十月寄合より被仰付。淺野備前守。」文久三亥年四月十六日御作事奉行より。佐々木飛驒守。」文久四戌年四月外國奉行より。阿部越前守。」元治元年三月十四日御勘定奉行より。都築駿河守。」元治元年七月御小性組頭より。池田播磨守。」慶應二年六月二十九日御勘定奉行より。井上信濃守。」慶應三年十二月。小出大和守。」慶應四年二月外國奉行より。石川河內守。」明治維新に至るまで。町奉行の人名右のごとし。

マチヤツコ 町奴。(ヤツコ。ダテを見よ)

マチユウコ 眞中古は。工藝志料云。文永年間第二世藤四郎業の造る所の陶器にして。古瀬戸に對するの稱なり。第一世藤四郎は陶器を創造すと雖ども。未美術の域に至らず。第二世藤四郎に至りて始て黄色釉を發明す。其の製たるや先つ茶褐色釉を施し。而して其の上に黄色釉を斑に施す。是に至て始て美術の域に至る。其の製する多くは茶壺にして雜器尠し。其の中に。或は黄釉を全體に施したる茶壺及茶碗あり。其の茶壺及茶碗あるを以て。始て黄瀬戸の名あり」とあり。

マツ 松。理學博士松村任三の普通植物に云ふ。松は本邦到る處に繁茂し。鬱々蒼々として霜に堪へ雲を凌ぎ千歲色を同じうす。故に松の意義たる。「タモツ」の上畧にして「モ」と「マ」と相通す。久しく滋を保つの樹なるを謂ふなり。松の文字に就ては。百木の長なるが故に木偏に公字を用ふといふ說あり。古き諺にも峯には松を植ゑ谷には杉を植うべしといへり。以て松は如何なる惡地にも能く生長する事を知るべし。松は林をなすこと杉よりも宏大なるが如し。常綠なるが故に公園に植うるによろしく。又並木と爲すは松より勝れるはなし。殊に海邊に有りては。青松白砂の配合畫圖の觀を成し。蜑の苫屋も沖行く帆影も一層の景致を添ふ。彼の松島の如きも。松に依つて名勝たるもの。八百八島の松風松雨は即ち松島の生命なり。海邊に生する松は風の作用に依て屈曲百態頗る雅趣をなすものなり。松は杉。

縦等と同じく松柏類に屬する常緑の喬木なり。其の主なる種類を擧ぐれば。赤松。黒松最も普通なり。赤松は一名メマツとも云ふ。其葉軟にして弱く。且つ小なり。チマツは之に反して。其名の如く雄々しく葉は剛く强し。木皮稍黒色を帶びたるが黒松の名あり。而して西南には雄松多く東北には雌松多し。一種アヒサンマツと云ふあり。こは雌松と雄松との間の松といふ意なるべし。以上の種類は其葉二針より成る所謂二葉の松なり。普通ならざる種類には五針のものあり。即ち五葉の松の類なり。松の葉は針葉樹の名に好く適へるものにて。諸子も見る如く杉或は樅より一層針の形を成せり。又松の花は他の松柏類に屬する樹木と同じく人の目を惹くに足らず。四五月の候嫩芽を發すると共に花咲く雌雄の兩種あり。雌花は赤色を帶びて綠芽の上に少しく生じ。雄花は稍黄色を帶びて綠芽の本に多く簇生す。雄花は盛を過ぐれば脫落し。雌花は長く止まりて。後松毬(チヾリ)と成る。二年或は三年を經たる秋に至りて熟す。而して綠芽は後來松の枝となる。松毬の枝上に在るを見るは此の故なり。松は杉。檜より品質劣れるも生長するを速にして薪となし炭となり。大なるものは棟梁となり。板として船に造るべく。其他種々の建築材とす。雄松の材を石垣の土臺と爲す時は千歳朽つる事なし。松脂を採るは黒松を第一とし。赤松之に次ぐ。又松の若葉を水に浸し惡汁を去り酒にて蒸し。之を打ち柔らげて煙草に代用す。樹皮は饑饉の時食用に供す。吾人の松茸を採るは多く松林に在り。松茸は雌松の生する所に多し。茯苓は松茸と同じく菌類の一種にして雄松の生する所に多し。一種朝鮮松は葉極めて長く。五葉にして本邦の東北地方に産す「チヾリ」頗る大なり。果とし食ふべし。一種姫小松は葉短く五葉にして山中に産す。一種五葉の松は名の如く五葉にして。往々庭木に用ふるものなり。一種ハヒマツは高山の頂にのみ生ずるものにて。性として地に這ふが故に此名あり。又琉球には琉球松あり。臺灣には臺灣松あり。各別種類にして葉は二葉なり。以上は松の主なる種類なりとす。なほ他に落葉松と文字に書きて。一にフジマツ又カラマツとも稱ふるあり。こは富士山に多きを以て富士松の名を負へど實は松の種類にあらず。混同する勿れ」とあり。

マツガタニガマ　松ケ谷窯は。工藝志料云。享保年間筑前の國主鍋島氏の支流某。此の地を有せし時。命して之を築かしめ。有田等の陶工を招き。其の家士と倶に其の業を興す。造る所の磁器殊に精良高尙なり。惜しいかな。五十年を過ずして廢絕し。其存するもの甚稀なり。而して偶之を見る其の質大河内磁器に類して。而して靑華等を施さゞる白磁器なり。又靑磁器なり」とあり。

マツチ　燐寸は。摺附木なり。この製造は佛國留學生淸水誠の製造を以て我邦燐寸業の嚆矢とす。淸水誠は金澤藩士にして。明治三年藩の選拔により佛國に留學せしが。廢藩置縣の際文部省の留學生となり。同じき六年冬佛國工藝大學に入り土木工學を修めつゝありしが。偶吉井友實歐洲を漫遊して佛國に至り。淸水誠に邂逅し。大に我邦輸出入の不平均を嘆じ。且燐寸製造の必要なることを論じき。淸水誠。吉井友實が說に感じ。同じき八年の初歸朝し東京三田四國町吉井友實の別邸を假工場となし。燐寸製造業を創始し。これを試賣せしに頗る好評を得たりしかば。更に政府より若干の保護金をうけて。同じき九年九月三田四國町の假工場を廢し。東京本所柳原町に一大工場を建築し新燧社と稱す(當時は燐寸の軸木に用ゐる白楊樹の何地にあるを知らず。人を各地に遣して捜索せしめ。日光に於いて是を得。つゞいて富士山麓及信州諏訪においても發見したりといふ)。是我邦燐寸工場の濫觴なり。內務卿大久保利通。大藏卿大隈重信等屢臨場して大に奬勵せられしが。同じき十年九月はじめて橫濱より燐寸を輸出し。上海に於て試賣せしに頗る好評を得たりとぞ。其後同じき十一年七月新燧社長淸水誠は甜菜砂糖製造法取調の命を蒙り。渡航せしが。佛國に在りて松方正義既に他人をして甜菜砂糖業を調査せしめられしかば。更に淸水誠に命じて佛。獨。瑞三國を巡遊して燐寸業の調査をなさしめらる。依て淸水誠は甜菜砂糖調査の事を廢し。專ら燐寸業を研究し。明くる十二年四月歸朝せり。淸水誠の歐洲に在るや安全燐寸を發明せし。瑞典國ヨンコピング燐寸製造會社の工場に就いて種々の要點を調査し。我燐寸業に取ては少からざる利益を得しといふ。又この年の夏當時輸入燐寸の賣捌をなしゝ全國の唐物商同盟一致して開興商社を設立し。外國製の燐寸を排斥して新燧社の製造品のみを賣捌きしかば。明くる十三年夏ごろにいたりては殆ど輸入を防遏するを得たり。新燧社は明治十年第一回內國勸業博覽會に鳳紋賞牌を得。同じき十四年第二回內國勸業博覽會に進步一等賞を得しが。其後同じき二十年東京府工藝品共進會には金牌を得たるも。種々の事情ありて同じき二十一年十二月解散したり。東京の燐寸業は明治十年ごろより新燧社にならひて起りしが。神戶もこれと同時に燐寸工場を起したるものありて。明くる十一年には神戶より上海へ輸出を試みたるものありきとぞ。同じき十四五年に至り神戶。大阪の間に合資組合の如き組織にて燐寸業に從事するものいできたり。神戶の

みにても殆ど十三四戸に達せり。然るに製造法の不完全なると仲買人の位置にたてる清國商人に於いて。物品如何を問はず買入れしかば。其結果多額の損失を招き産を破りたる者多かりき。同じき十四年には全國にて二十四萬圓の輸出ありしが。其中九分は神戸。大阪なりとす。燐寸も同じき十五年より墜落しはじめて同じき十七年には千圓以下に下れり。かくの如く慘狀を極めしかば當業者も大に改良に從事し。つひに香港其他の需要地を增加し。同じき十八年以後三年間に著く增進せしかば。兵庫。大阪の如きは密接關係あるをもて同じき二十一年三月聯合組合を設け。神戸税關構內に輸出品檢査所を置き。商標の不正幷に濫造品の輸出を禁じ。且巡廻視察の制を定め內外相待て改良せしかば。同じき二十三年より回復し始めて累年增進し。今にては燐寸の全輸出額四百萬圓中兵庫縣貳百六拾四萬圓にて其二分一を占め。大阪府これにつぎて九拾六萬圓をいだし。東京府またこれにつぎて貳拾七萬圓を出すといふ。是等の外愛知縣より貳拾九萬圓をいだすのみにて靜岡縣。岡山縣の如きいづれも拾萬圓餘なりとぞ(靜岡縣の如きは既に明治十一年四月靜岡の勸工所に於いて。同縣爲替方用達和久井組の支配人平井雄介軸木函木地の製造をはじめしが。製薬全備の燐寸を製造せしは明治十四年三月安倍郡豐田村において鈴木由松の製造したる以來の事にて。今は製造家七戸に增加し。其產額拾萬圓餘に達せりとぞ。愛知縣の名古屋も明治十三年ころより建中寺あたりにて製造するものいでしも。明くる十四年長坂多門が神戸より職工を聘し。下堀川に燧巧社をたつるに及びて。漸く燐寸業の面目を備へしといふ。其明くる年新榮社など。起りしよりやゝ多數の內國用安全燐寸を製造せしが。同じき十八九年頃までは十戸に過ぎざりしも。今は次第に增加し四十戸に達せりとぞ。同じき二十九年の初名古屋の材木商長坂多門に謀り。木曾山中の姫小松を軸木として一大燐寸會社を堀川通正木町に起し。愛知燐寸製造會社と稱し。同じき三十年一月より製造に着手し。始めて黃燐製の輸出燐寸をつくりいだせりといふ。明治二十六年前田正名の盡力により全國燐寸業者の大會を開き。明くる二十七年九月全國燐寸業の利益を增進するため日本燐寸義會を設立し。神戸に本部を置き。大阪。東京。名古屋。靜岡に支部を置きしも。未だ一致團結の效を見ずといへり。元來燐寸の支那印度へ輸出するより。神戸居留支那人に左右せられ。今なほ五厘金さへ(燐寸を神戸より輸出せし以來の慣習にて。清商へ賣渡す時賣代金一圓に付五厘づゝ仕拂ふことゆゑ。俗にこれを五厘金といひ積込手數料ともいふ)廢止すること能はざるは實に遺憾の極みにあらずや(日本工藝史)。

マツバウド 石刁栢は。英名を Asparagus と云ふ。田中芳男の記に云。此語は學術語即羅甸名なれとも今は此の食用蔬菜の英名となれり。佛名をAspergeと云ふ。百合科に屬する宿根植物にして一根より數莖を出し。高さ三四尺に達するものなり。文政年間岩崎灌園著本草圖譜にはアスペルチーの名を附し。安政年間刊行飯沼慾齋著草木圖說にはアステルヒーと名つけり。以上二名は荷蘭名 Aspegie より轉したるものにして。荷蘭人か長崎へ傳へたるものなるへし。故に草木圖說には和名をオランダキジカクシとせり是れ舊來庭園に植うる所のキジカクシの類なるを以てなり。而して石刁栢の名は天保年間刊行の質問本草外篇に出つる所とす。又英漢對譯辭書には龍鬚菜又は天門冬とあり。又此嫩芽を天冬笋と云ふ。然れとも天門冬は同種類にして。其形較似たるも其莖は延ひて蔓狀をなすものなれは。原より相同しきものにあらす。又マツバウドの名は葉が細針狀をなして松葉の如く。嫩芽の食すべきは土當歸芽の如くなるによりて名くるのみ。前述の如く維新より五十餘年前既に之を傳ふるも。唯庭園の裝飾草となすに過きす。其食用蔬菜なるを知りしは。明治四年開拓使の園を開きし以來播種して繁殖を圖り。之を北海道に移し。又同六年勸業寮の園に試作して各地に分配したるの後なりとす。爾來西洋料理の開くるに從ひ需用者ありて栽培者あるに至り。近年にては有利園作物の巨擘とはなれり。此植物は種子を蒔きて發生せしむるときは三年に至りて漸く嫩芽を採取すへし。故に根を分ち植うるときは早く收穫するを得るなり。其栽培は殆と我邦に於て土當歸の嫩芽を作るか如くして四時間斷なく作り出す。其大なるは指の如く長さ五六寸となるときに採るを常とす。西洋料理には新鮮を蒸煮し之に濃厚液を注き頭部のみを食するなれとも。亦罐詰とし貯へたるものを用ふるとあり。我邦の料理にも亦蒸煮し酢味噌にて食すへく。或は煮て食するも宜きものとす。

マト 的の原始は。得て知るへからすと雖も。蓋し弓矢の用あると。倶に此物ありたるなるへし。後世に及て其類多く。隨て稱呼儀式等も。種々出來しなり。本朝軍器考云。的は仁德天皇の十二年。高麗國より鐵の盾的など獻らせしに。的臣の祖盾人宿禰。かけず射とをしければ。的戸田の宿禰の名を賜りしと見えしぞ(日本書紀)。これ我朝に的ある始なるといふ人もあれと。是は唯國史に見えし始にこそあるへけれ。凡は昔より射るに射的なからんには。いかて其藝を習ふべき。古の制。騎射の時は。其徑一尺五寸の的を射る。歩射の的は徑二尺五寸にして。的を去る

事四十六歩にして。これを射る。垜桁廣さ六尺。高さ七尺。山形は方二丈。簀子をもてこれを作る。凡大射に。五位已上の箭的皮に激し觸なむをも。猶中れる例とすといふ事。式に見えたれば(延喜式)。古は異朝の制のごとくに。皮をもて的つくり。鵠作れるにや。年中行事の繪に畵し所を見るに。すへて近世の制には同しからず。後代に至りて的皮と(又布皮といふ)いふものは。古の山形の事をいふ。それも簀子をもては作らず。くはしき事は下にしるす。的も後代の制は。檜木の薄板をたとへば檜垣くむやうに組て。圓にして。表をば紙にて張りて。胡粉を塗りて。墨をもて圓なるまゝに繪かく。中に當れる所の白からむにも。黑からむにも。これを鵠といふ也。古よりかくはあれども。式には異朝の文字を用ひ。的皮とはしるされしにや。但し異朝の制は的のかたちも鵠の形も。方にして五色を以て繪かく事也。我朝の制はしかはあらす。丈夫之得物矢手挿立向。射流圓方波。見爾清潔之と。萬葉集の歌にも見えたれば。射的を萬斗といふ事も。其形の萬斗加に見ゆる故なるべし。其比よりなを古は射的をば。以久波とこそいひつれ。されば盾人宿禰に的戸田宿禰といふ名をば賜ひし也。後世に至りて。武士の射る歩射の的【大的】といふは徑五尺二寸にも。又三尺八寸にもする。弓場は三十三杖にはくなれば。物間は三十一杖也。式に見えし所に。大やうたかはず。又二十三杖にもはぐ也【半的】といふは五尺二寸の半なれは二尺六寸。これ又式に見えし歩射の的に相似たり。凡的に繪かくやう。曲尺の定にして。三分一のつもり也。これらの的をは。鵠を白く繪かくへし。的の表の方。上下左右と三所に蟬といふ物をつけて。白きと水色との布を繩にしたるを二筋。的の裏の方にて結べは。繩の端の三ツになるやうにして。彼蟬の緒に結つけて。其繩を的串に結つくる事也。又上と左右と三所也。的串は竪にする料二本。横にする料一本。檜木の徑二寸ばかりなるを。丸くも稜八ツあるやうにも。けづり。しろきまゝにて用ふ。竪は地より上六尺六寸。土に入る事一尺五寸許。相去る事七尺許にして雙植つ。横は長さ七尺八寸。竪の二本の上に横たふる也。是古の垜桁といふ物なり。的皮は水色の布。長さ的串の高さより。長からんほどなるを。六幅を用ひて。幔のやうに縫ふ。是古にいはゆる山形也。延喜式には。簀子をもて作るとあれど。倭名鈔には山形は垜後四丈許にして。紺の布を張りて。矢をふせぐ物也と見えたり。されど近代の定は。的を去る事一杖にして張る事也。又これを皮布ともいふ。これを皮となづくる事は。倭名鈔にも見えたり。凡神に百手射てまゐらする時の的をは。鵠を黑くす。又其時の弓場は二十三杖。物間は二十一杖の定なるべし。圓物は徑五寸より八寸に至るべし。其制は笠懸の的に大やうたがはず。綿いるゝ事。いかにもふくらかならむやうにあるべし。連錢は八寸の徑ならんには。四寸を準として。串につけんやうも。皆笠懸の的の式に同し。物間は九杖也。但し的綱は紅なる絲の四つ組なるを用ふる事あり。又布利々々といふ物も同し制にして。猶小しきなる也。徑三四寸の間なるべし。綱は一筋を兩の乳より引とほして串につく。」三つ的は徑一尺五寸なると。一尺なると。五寸なるとを。串にて三所を挿合せてたつ。昔五月五日に。左右近衞の射たりし。六的といふ物は。此式には異也。又中比より八的などいふ物も此式にあらず。其傳ふる所の說。一定ならず。又しかるべき物に見る所なければ。茲にしるさず。小的の再拜といふもの。檀紙を三枚かされて。廣さ一すづゝにたちて。その中を串に挿む。串は檜木にて作る。長さ一尺二寸。徑七分許に。まろくも。八稜にもけつりて。塗る事をえず。又は藤にても作る。犬の時に用ゆるも。大やう異ならず。小的は定まれる事なし。徑一尺二寸より下つかた。如何程もあるべし。一箱をくみいれんには。一尺二寸。一尺八寸。六寸。五寸。總て五つ也といふ。繪かゝむやうは。大的。半的などの式の如くにて。めぐりには檜垣を繪かく。是古制を存せんがためなるべし。上と左右の下と三所を。串に挿てたつ。其徑の小しきなるに從ひて。或は二所も。或は一所も挿へし。裏に文字などかく事は。古には無りし也。又神に射てまゐらすべき時に。繪かゝむ樣も。大的などのごとし。但し檜垣あらん所に。七五三の筋を引也。又た射つけの小的といひしは。稻の藁を猫がきといふ物のごとくに組たる。それを卷て三所にて束ね結ひ。長さ三尺許。口の徑二尺。其前の方に小的をかけて。後のかたには的皮を張る(つぐらなどもいふにや)。どうゆびなどいふ物も。其臺もなへて世に用ふる物なれば。茲にしるさず(卷わら抔もいふにや)貞丈雜記云。小的の裏に鬼の字を書事。本式には無之事也。大的に鬼の字の事なし。大的小的同し事也。一說鬼の字書くは。惡魔を退治する心也と云ふ。ある說に小的の裏に鬼の字書く事は。甲乙ムと字をよせて。鬼の字にしたる物也と云。ムは无の字の畧字也。射手の矢數甲乙なき樣にとの心也と云は。甚誤りなるへし。おにと云字は(鬼)如此也。(鬼)如此にてはなし。又的射るは射手甲乙をあらそふ習也。何そ甲乙あるをきらはんや。矢數十の射手に。祿を給はる事。大的にあり。是甲乙をきらはさる證據也。小的も同意也。小的の時笠を持つと云は。あたらぬ事を云也。あたりたる人は矢代をふり。あたらぬ人は賭物をとり集る也。昔は笠を持て廻りて。賭物を笠の內に入て持廻る故。當らぬ事を笠を持つといひならはしたる也。此事弓馬故實にあ

り。射つけの小的と云は。つぐらに小的かけて。後の方には的かはを張て射るを云。つぐらはあづちの代り也。式の大的と云は。將軍家にて正月御射場始なとに。規式を正して射るを。式の大的と云也(今世體拜的。又は太平的なとゝ云は誤也。古代曾てなき名目也)。式の大的の時。第一番に出て射る人を。弓太郎と云。扨幾番も射て。惣の終りのうしろ弓をせきのうしろと云也。挾物の事。射御持長記云。挾物の事。四寸の板を二所きざみて。切目を前の下へなして。串は割たる所を裏を長く。向をは短く切て角をはさみて。土の上四寸に可立。六寸にも立也。遠さの程七杖に打。七杖半に可立也。又射御拾遺抄に。挾物と云は。何にても串に挾みて。射る物を云也。然れとも先は方四寸の杉板を。兩の端をきさみて射を云也。又同持長記云。四半と云はうすをしきのふちを取て。四つにわりて一つを立るを四半と云也。貴人四半を立よと仰あらは。是を可立。はさみ物立よと仰あらは。方四寸の板を可立也。又弓馬故實挾物といふは板挾て射る也。檜也。昔は四寸四方にて有之也。乍去餘りにちいさき間。今は八寸四方にして立る也。四半と云は四寸四方也。是も昔は四寸四方を二つに切たる也。貞丈云。右の文に據て按るに。挾物昔は杉。又は檜の板を四寸四方に切て。うらに二所刻めを付て立し也。此板はわざと新らしく板を切て作る也。又四半と云は。わざと新らしく板を切て作らすして。有合たる折敷(八寸四方也。外の書に中角とあるも是也)。十文字に切れは四つになる。その一切れ四寸四方にて。挾物と大さは同しけれとも。是は折敷を四つに切る故。四半の名有る也。半とはゝしたにて四つ一つのはした也。板にて作たるを式の挾物と云。折敷を四つに切たるを四半と云也。大さは同程なれとも。右の差別ある也。然るに後に四寸四方なるは餘りに小さきとて。八寸四方の板。又は八寸四方の折敷を立始めし故。まぎらはしくなりて。四半の事樣々の異説出て。四寸四方を三つにしたるとも云。四半とは何を四つにしたる事かしらすとも云樣になりて。書に記したる趣もまち〱也。是は式の挾物四寸四方を止て。八寸四方にしたるより紛れ亂たる也。持長記に云へる所。正説にて。式の挾物と四半との差別。甚明也信すへし。他の書に記す所は。挾物八寸四方に成し。以後の説にて。何れも用がたし。」歩射と云は。騎射に對して云也。すへてかち立にて射る大的。小的。草鹿。圓物なとの惣名也。又奉射とは別也。」的のこまなとは。蚩尤か眼にかたどる。かの眼は五尺二寸ありし故。今其大さに大的を作り射るは。蚩尤を退治する心也と云説あり(蚩尤とは唐の昔の惡人也。黃帝と云人ほろぼしたり)。此說用へからず。こまなことは。人々の眼の黑目の中のひとみの事也。的の黑みもそれに似たれは。こまなこと云也。たゞ目あての爲に書たるか。自然に眼に似たる也。蚩尤か眼をわざ〱まねたるには非ず(又いかなる唐人にもせよ。五尺二寸程の大なる眼はある可らず。あまりなるそら事也)。どうゆひと云は。今のまきわらの事也。弓馬故實に云。どうゆひと云事は。本式にはなき物也。何とこしらへてもくるしからす。大さゆひ所なども。又何にて結ても不苦也云々。つぐらと云は。ねこだと云物を(わらにてくみたるむしろ也)。卷て作る也。弓馬故實に云。つくらと云物の事ねこがきして(ねこがきと云はねこだの事也)。きり〱と卷てこくちを射る物也。高さは三尺斗。長さは二尺斗にして。三所繩にて結也。これを射付とも云也。體拜と云事は。大的のみに限らす。犬追物の體拜。笠懸の體拜。やぶさめの射拜とも云也。又寶弓兵鑑には。帶佩とも書たり。體拜とは射禮法式の事也。その世正月十一日御弓場始の大的の事を。體拜的といふ人あり。あやまり也。御弓場始の大的と云事本儀也。又太平的といふ人あり。いよ〱あやまり也。太平的といふ事は一向になき名目也。すへて何藝にても。其藝の式をするを體拜と云也。奉射と云は。神事に大的を射るを云。射手五人也。歩射とは別也。的の繪に黑き輪を三重に書。眞中の輪を一の黑と云。其外の輪を二の黑と云。又其外の輪を三の黑と云。是中古以來の詞也。上古は內規。次規。外規と云。內裏式正月十七日。觀射式に見えたり。規とはぶんまはしの事。又內院。中院。外院とも云。院の字は說文に周垣也とある。周垣とはかきをめぐらすとよみて。家のめくりに垣をめくらしたる如く。的の面に黑く輪をめくらす也。內院。中院。外院にて上中下のあたりを分て。祿を給りし事。續日本記の文武天皇天寶三年の記にみえたり。內規內院一の黑也。次規。中院は二の黑也外規。外院は三の黑也。如此三重に輪をするは。上中下のあたりを分つへき爲也。後世には上中下の中り吟味なし。的おき事と云事。遊佐河內守長教(天文。永祿の人)か小文云。來十六日的相催申候。おき事候條。御家中射手を遣可被下候。筒井殿御宿所。と云古案あり。おき事とは詳ならす。然れともかけ物を置て射る事を。おき事なといひし物なるにや。今世に云。おき的とはかはるへし。則くしまとの畧式にて射るを云なるへし。且くゞ的のごとく。相手を定めて射るにてはなくして。たゝ一人宛の中りにて。たがひにかけ物をとるを云へるなるべき歟。ねこづらと云事は。小的を射る時にあり。武田流小的の書に云。ねこつらと云事。暮に及ひ。的の繪たしかに見える。見えざる程の時分を云也。猶のつらは何としてもすぐにならす。あをのくもの也。依之的の繪見えにくき時分になりて。的を常よりあをのけに

して射る也。扨あをのけにいたしても。見えにくき時分をねこつら過てと云儀也。是等の儀は殊に古實也。此左右口傳するまれなるへし云々。貞丈按するに。猫のつらは何としても直にならすあをのく物也とは。しいて理を作りたる說なるへし。猫のつら。常にあをのきて斗有ものにあらす。小的を少あをのけて立るを。ねこつらと云は。ねは寐也。こは小也。つらは的の面也。少的をねせて。あをのけにする故。寐小面と云也。外向を兄矢に射る。内向を弟矢に射るといふ事も。急度定りたる法式にはあらざれとも。右の如くするをよしと云也。されは法量物大的體拜記に。定儀は無れとも。外向をはやに射てよきなり云々。定儀はなけれともとあるを以て。定法にはあらさる事を知へし。又的出張記に云。兄矢。弟矢によりて。矢を射替と云事。外向をはやに射。内向を弟矢に射る也。此事秘訣たる間。たやすく射る事不可有と申傳る也と有り。是を考れは定法には無れとも。秘事と云なり。又四季草に三物及八的を掲けて曰く。三物の事。大的。草鹿。圓物これを歩立の三物といふ。流鏑馬。笠懸。犬追物を。馬上の三物と云ふ。百手的は大的なり。總て的以下弓場の樣等。大的のごとし。百手は。神事祈禱などの時射るなり。常の時にも射るなり。射手の人數不レ定。但大體十三人。十五人。十七人などなり。又それより多くも有べし。人數すくなければ一弓立なり。人數多ければ二弓立。三弓にも射るなり。射手の次第は矢代をふりて定るなり。此矢代は始めふりたるまゝにて。果るまで置なり。ふり直す事なし。射手の裝束は小すあうなり。常のごとし。百手の矢數は二百すぢ本式なり。これ百手なり。畧儀には百すぢなり。是五十手なり。數づかの前に數串を置て。數塚に數串を立て。矢數を知るなり。其數串のこしらへやう。數さしやう。法あり。さいはいふり。日記付る事等。大的の如し。日記書やう付樣法あり。【垜】【闔的】【草鹿】アヅチ。グジマト。クサジ、の條を見よ。【八的曲節の事】四季草に云く。八的の名。東鑑。庭訓往來。新猿樂記等に見えたれども。其式は詳ならず。騎射なりともいひ。歩射なりとも云說ありて。まち〳〵なれども。大かた騎射なるべし。細川幽齋の自筆に寫されし古物語の切れ殘りたるに。まづ御かどには十町に馬場をやり。二町をのけ馬場と名付。八所に的を立てあそばすを八的と名付て。是は公卿殿上人のわざなり。神の前には三町に馬場をやりて。三所にまとをたてあそばすを。やぶさめと申て。是は武士のわざにてと見えたり。然れば騎射なる事疑なし。然に近世八的を歩射として。其的は一にさげ針。二にからかひ。三に草木の葉。四に花ぶさ。五に貝殼。六に疊紙。七に四半。八に杏を立る。射樣の事。一番にさげ針を立る。的の方へする〳〵と進出て射。二番からかひを立るを的の方より弓立の方へ引て退き射る。三番に木の葉を立るを大後より大前の方へ進み出て射る。四番に花ぶさを立るを。大前より大後の方へしざり射る。五番に貝がらを立るを。弓立より的の方へ引て進出小ひざを折て射る。六番に疊紙を立るを。的の方より弓立の方へ引て退き。とびちがへて射る。七番に四半を立るを。大後より大前へ進み出て。上段のそり身にて。足をそろへて射る。八番に杏を立るを。伏弓にして射る。是を八的の曲節と云ふ是大秘傳の事なりといへり。用る事なかれ。此曲節は。庭訓往來に。楊弓雀小弓勝負。笠掛小串之會。草鹿圓物遊。三々九。手狹。八的等曲節。近日打續經二營之一と有に付て。こしらへ出したる事なり。庭訓に八等とある等の字は。上の楊弓と云より。下の八的までへ懸ていへる等の字なり。曲は章あるの義なり。節を竹のふしある如く。楊弓より以下。八的以上の事ども。何れも〳〵一くせ一ふしなることなるゆゑ。等の曲節といひたるなり。等の字八的一事の上を指して云にはあらず。されば曲節の二字楊弓までへ懸て云へる詞なり。此義を會得せずして。曲節をば的の事のみをいふと心得て。あらぬさまなる射形を妄作し出して。秘事なりなどゝいふ事。甚わらふべき事なり。八的を歩射とする事誤なり。【三々九】貞丈雜記に云く。庭訓往來に。三々九。手挾とある。三々九の手挾とのゝ字を入てよむは誤也。東鑑に。三尺手挾八的を三流の作り物と記したり。同書に。三々九ともあり。三尺と同し事也。三尺もサンザクなり。三々九もサンザクなり。三流の作り物皆騎射に見ゆ。【上古的の大さの事】内裏式(弘仁十二年に定られし式なり)に。正月十七日の禮に用られし的は。板を以てこれを編む。親王は三尺。自外は二尺五寸。若し蕃客あらば蕃客の五位以上は三尺(蕃客とは外國より來る使者なり。其使者に位を授らるゝゆゑ。蕃客の五位以上といふ。使者も的射るなり)と見えたり。延喜式の木工寮式に。正月十七日大射の的は。三尺の的十枚二尺五寸の的百七十枚。又五月五日四衞府騎射の的は。一尺五寸の的三百二十四枚と見えたり。宇治拾遺に。鳥羽院位の御時。白河院の武者所の中に。宮道式成。源滿則。員とに的弓の上手なり(中略)。三尺五寸の的をたびて。是が第二のくろみ射落して。持て參れよと仰せあり」と見えたり。右は公家にて用られし的の大さなり。中古以來武家にて射る的は。法量物に(應永年中。小笠原備前守源滿長記す所の書なり)。的の勢五尺二寸と見えたり。此寸尺賴朝の時より定られける歟。義滿公などの定れしか詳ならず。的矢紙はぎの事。的矢は紙はぎ本式なりと云說あり。川ふる事なかれ。弓法私書に。的矢かはゝぎたるべし」と見え

たり。かはゝぎといふは。檀の木のあまかはにてはぐなり。矢本秘傳に。かはゝまゆみのかはなり。白かはと是を云。又藤のかはをも用ふるなり。何もかはゝ六月土用のうちにはぎて置なり。土用にあらざれば。木のかはへげざるなり」と見えたり。的矢には皮はぎ本式なれども。まゆみの皮なき時は。その代りに紙はぎにするなり。まゆみの皮白き物なるゆゑ。まぎらかして紙を用ふるなり。本式にはあらず。」南嶺遺稿云。扇を的にする事。類聚國史に。仁明天皇の勅に。野庭。海庭などにても。的なきは輿に扇を用よと云々。是をおもへば。那須與市が扇の的は。平家方故實者と見たり。野底。海底なとの底の字。心なし付字也。以上的の事は弓の條矢の條をも併せ見るべし

マド　窓は。家屋の明りとり。又は空氣を通はす爲めに穿つものなり。從來いつれの家屋も一二の窓を明けさるはなく。又近來流行の西洋構造法の如きは。大抵四面に窓を穿てり。和漢三才圖會云。凡有レ牆曰レ牖。有レ屋曰レ窻。皆助レ戸爲レ明者也。釋名云窻聰也。於レ內窺レ外以爲レ聰也。徐氏曰穿レ明者爲レ窓。更以レ木爲二交櫺一者爲レ牖。又云其小者曰レ聰。闊遠者曰レ櫳。又北出牖曰レ向。詩云塞レ向墐レ戸。櫺子窓隔子也。三才圖會云。縱者欞。橫者楯。楯間子曰二櫺子一。和訓栞云。まど。間戸の義也。されと牖は戸障子のあるをいふ。常にいふは櫺窓也。窻又作レ聰。櫳もよめり。吊窓はあげまどなり。豐石窓櫛石窓なとは。眞門の義なるへし。又嬉遊笑覽に。窓を穴と云。徒然草に內裏作り出されて遷幸近くなりけるに。玄輝門院御覽じて閑院殿のくしがたの穴は。丸く緣もなくてぞ有りしと仰られける。これはえうの入て木にてふちをしたりければ。あやまりにてなほされにけり。くしがたは櫛の形なり。えうの入たるは今の火塔口の形をいふ。えうとは葉字にてくりかた入をいふ。鎧の杏葉またえう器など有り。元あるまじき處に窓あくる事。源氏物語(繪合)。畫師を召て秘してかゝする處に。わりなき窓をあけてといふ事なり。これとは事異ながら。日覺草(德峯老人)。利休ほろびて後のをといふ處。されどすきの道猶たへずして。茶好の男再びこの道を起し。當流とぞいひける。みな人この男のまれして云々ある時は。土壇を高く築て數寄屋を作り。遠山を詠めむとて窓をあけたり。是より皆人地を高く築て。數寄屋を作り改め。窓を明たり。其家にあるまじきかたなれども。窓なくてはかなふまじとて。內々の住居のみぐるしきかたの見え渡るともいはず。窓をあくれば耻かき窓にてぞ有ける。【やまと窓】嬉遊笑覽に曰く。寬永發句帳「唐までの月をぞ思ふ大和窻」。新竹齋物語。都鄙の家ごとにやまと窓といふあり。是も伊豫簾。さぬき圓座などは。其國より出る名物なるによりて其名を云ふ。窓をやまとゝいふもその國より始て仕出したる巧みにや。さにては侍らず。文字を大和と心得るゆゑ義理聞えず。此窓は家內に明りをとらむため。又は竈の烟を出す道なるゆゑ。日本窓と書侍り。ひのもとゝ唱ふれば。烟の緣語もうすく籠れり云々。按ずるに。今いふ引窓なり。愛の說によれば。是も例のなぞ〳〵のやうなる名なり。此窓の製ふるきものに見えず。五元集「飼猿の引窓つたふしぐれ哉」。遺老物語。永祿以來出來初る事。種々の內。ぬれ緣。突上ケ窓。出來始りしは。天正の初。泉州堺の津に北向道珍といひしわびずき。屋數狹うして。窓を取へき處なき故に。すき屋の屋ねを切破り明りをとりしなり」とあり。山本麻溪筆記に云く。突上ケ。昔はなし。大和大納言殿數寄の路次に。みことなる松の木あり。是を御座の內より見ゆる樣にと。大閤秀吉公御仰に依。利休初て四疊半の掛込に突上窓をあけられ。公の御感に預る。依てこの窓を大和窓と云ひし也。突上ケ窓は大目の上に一所。又座中屋根裏拵ある所。又は玄關の前のひさし。刀掛の近所など見合せ用るなり。尺八の長さ七寸二分。先つ定置て長短幾つもして。五六寸又八寸にも時刻のあかり樣子により上ケ下ケするもの也。雨天の時は外よりしぎの嘴にて突上ケ。障子は雨障子あり。障子二本なり。尤左右へ引込ようにいたし置なり」とあり。【虫籠】嬉遊笑覽に云く。寬文七年に集めたる續山井に「蛛の巣や二階椿の虫籠窓。道之」とあるは。細かに子を打たる窓なるべし。今も窓の出格子を虫籠と呼ものあり。又同集に「色紙窓にとべる螢や金砂子。友靜」これら形によりての名なるべし。計無否が園治に風窓式の內。氷裂。雨截。三截。梅花。圓鏡。六方等の式あり。其內梅花は心釘を轉して一瓣づゝ開くやうに造ると見ゆ。又峭壁の條に。峭壁者。壘壁理也。藉以粉壁爲紙。以石爲繪也。理者相石皺紋。倣古人筆意。植黃山松柏古梅美竹。收之圓窓。宛然鏡遊也。など巧みなる事ども有。されともやり戸の製なきは不自由なるをなり。槐西雜誌に。畫師張無念。書齋以巨幅濶紙爲窓欞。不著一櫺。取其明也。これは窓の障子骨なきなり。又空欞なり。【ひじり窓】と云ふは出格子とはかはりて。箱のやうに作り出して。連子も短き子を維へざるなりといへり。紀逸が六玉川三篇にひじり窓をもふらぬ錫杖といふ句あり。思ふに西鶴等が書るものに。ひじりあんどうと云ひ。小巷にさゝやかなる窓をかまへて居る。賣女が軒にある行燈をいへり。このすこしの出格子の窓をいふか。もしさもあらば。窓がもとにて。それにかけたる行燈なれば。ひじりの名あるか。いづれとも未だわきまへずなん。又押あてに思ふに。高野ひじりの笈に。其

體の似たるか。行燈もそれが用ゆる程なるの名にや」とあり。今武者窓。肱かけ窓。櫺子窓。出格子窓。掃き出し窓。丸窓なとの名目あり。

マトヒ　纏。(ウマジルシを見よ)

マナ　眞名。近代世事談に。眞名。漢字をいふなり。源氏梅かへの卷に。まんなのすゝみたるほとにかんなはしどけなき文字そましろめれ」とあり。

マナバシ　魚箸。(ハウチヤウ。ハシ。レウリ參看)

マヒ　舞。古代より今に傳ふる舞には神樂の舞。久米舞。田舞。東遊。倭舞等あり(各條を參照すべし)。其他に吉志舞。五節舞(ゴセツノマヒを見よ)。小墾田舞。隼人歌舞。鳥子名舞。筑紫舞。諸縣舞。殊舞等あり。これ皆亡佚して傳はらざるものなり。こゝにこれ等を一括して其一斑を擧ぐべし。【吉志舞】其原始未だ詳かならず。大日本史に曰く。仲哀帝西征在ニ橿日宮一。手自鼓レ琴。令ニ大臣武内宿禰爲ニ審神者一。帝崩。皇后自爲ニ神主一。令ニ武内撫レ琴。以請ニ神教一。遂出師平ニ熊襲一。而服ニ三韓一。時安倍氏祖從レ軍。伐ニ新羅一有レ功。及ニ凱旋一。適會ニ大嘗祭一。因奏ニ舞樂一。謂ニ之吉志舞一。安倍氏世々掌レ之とあり。其後の事は續紀曰。天平六年三月辛未。行ニ幸難波宮一。攝津職奏ニ吉志部樂一。丁丑陪從百官衞士以上。并造難波宮司。國郡司。樂人等賜レ祿有レ差。とあり。また三代實錄に曰。貞觀元年十一月十六日丁卯。大嘗會。十九日庚午。撤ニ去悠紀主基兩帳一。天皇御ニ豐樂殿廣廂一宴ニ百官一。多治氏奏ニ田舞一。伴。佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。内舍人倭舞。入レ夜奏ニ五節一。竝如ニ舊儀一。又元慶元年十一月二十二日己卯。大嘗會。二十五日壬午。天皇御ニ豐樂殿廣廂一宴ニ百官一。多治氏奏ニ田舞一。伴。佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。内舍人倭舞。入レ夜宮人五節舞竝如ニ舊儀一。吉志舞は世々安倍氏の掌る所なりしが如し。又【楯節舞】は吉志舞とも號し。職員令集解には楯節舞十人。五人土師宿禰等。五人文忌寸等。右著レ甲并持ニ刀楯一と。又釋日本紀引ニ私記一曰。師說今之吉志舞なり。手以レ楯爲ニ節度一故名と見えたり。持統天皇紀。二年冬十一月戊午。皇太子率ニ公卿百寮等一與ニ諸蕃賓客一。過ニ殯宮一而慟哭焉。於レ是奉奠奏ニ楯節舞一。諸臣各擧ニ己先祖等所仕之狀一。遞進誄焉」とあり。蓋吉志舞と同曲なるや未だ詳ならず。【小墾田舞】は天武天皇紀十二年正月丙午奏ニ小墾田及高麗。百濟。新羅三國樂於ニ庭中一。釋日本紀曰兼方按レ之小墾田宮朝(推古天皇)所レ製之樂歟とあり。【隼人歌舞】歌舞品目に曰く隼人司は。古へは衞門府に屬して禁門を守しなり。職員令隼人司正一人掌下撿ニ校隼人名帳一教中習歌舞上。集解云古辭云薩摩。大隅等國人。初捍綾服也。朱云教ニ習歌舞一。謂隼人之中可レ有レ師也。其歌舞不レ在ニ常人之歌舞ニ可レ別也とあり。隼人後には兵部省に屬するを職原抄に見ゆ。其歌舞の人員等は延喜隼人式に凡踐祚大嘗日。分陣ニ應天門内左右一其群官初入發レ吠。悠記入官人并彈琴。吹笛擊百子。拍手。歌舞人等。從ニ興禮門一參ニ入御座所屏外一。北面立。奏ニ風俗歌舞一。主基人亦准レ此。註彈琴二人。吹笛一人。擊百子四人。拍手二人。歌二人。舞二人と。これは大嘗會の時其風俗の歌舞を奏するのみのとなれとも。徃昔は特に其歌舞を叡覽し給ひしと續紀等に徃々出でたり。そも隼人は日向大隅薩摩等の國人上古に王化に服せさりし者とともにして。薩摩蝦夷。又は隼賊なとみへたり。天武天皇紀十一年秋七月甲午隼人多來貢ニ方物一。是日大隅隼人與ニ阿多隼人一相ニ撲於朝廷一大隅隼人勝レ之なんとみへたり。又續紀文武天皇大寶二年八月丙申。薩摩多褹隔レ化逆レ命。於レ是發レ兵征討。遂校レ戸置レ吏焉と。集解に所謂初捍と云ものこの類なり。又大寶三年正月壬子朔。天皇御ニ大極殿一受レ朝。隼人蝦夷等亦在レ列。丁卯天皇御ニ重閣門一賜レ宴。文武百官竝隼人蝦夷等。授レ位賜レ祿各有レ差。庚戌日向隼人曾君細麻呂。教ニ喩荒俗一馴ニ服聖化一。詔授ニ外從五位下一などみへたるは所レ謂後服すると云もの是なるにや。養老元年四月甲午。天皇御ニ西朝一。大隅薩摩二國隼人等奏ニ風俗歌舞一。授レ位賜レ祿各有レ差とみへたるもの其人々の歌舞を叡覽し玉ふの權輿なるにや。これよりの後には養老七年五月甲申。天平元年六月癸未。七年八月辛卯。神護景雲三年十一月庚寅等。其方樂俗伎を奏して叡覽し給ひし由みへたり。【鳥子名舞】伊勢神宮にて奏する歌舞なり。其原始は元々集云。或書曰。人長者。猿女君祖。天鈿女命也。依ニ高貴尊勅命一。負ニ仲天氣字一。即時八百万神等集會坐。故手持物名之仲(古語婆安羅)御笛神善龍王。採ニ天香山金竹一。其空ニ節間一。雕ニ風孔一。融ニ通和氣一。抗ニ安樂聲一矣。御歌神。本邑曲。天兒屋根命。末音曲。大玉命。御琴神金鷄命。長鳥命。用ニ天香弓六張一叩レ弦。今世號ニ鳥子名一則令鷄長鳥緣也」とみへたり。其章曲は内宮年中行事歌の中にみえて。凡十二首あり。其舞の樣は年中行事歌の後に曰。異本云。鳥名子等組手廻々後。各頭一所聚伏。其後各手合。後退出也。件職掌人忌火屋殿御琴止退出也といへり。其舞人等は延喜式。第四。伊勢大神宮の部に。凡三節祭竝。解齋直會之日鳥子名竝童男童女十八人裝束。青褶衣裳。仕前爆備。臨レ祭給レ之料布。十二端(男二丈八尺。女二丈五尺)彈琴二人。笛工二人。歌長三人。料布三端二丈(人別二丈)。年終各給ニ其身一とみへたるを以て其人員服飾をも知るへし。【筑紫舞】【諸縣舞】(モロカタ)職員令集解。筑紫舞二十人。諸縣師一人。舞人十人。舞人八人。着レ甲持レ刀。禁止二人。歌師四人。立歌二人。大歌留師二人。兼知ニ横竹尺八一とみへ

たり。和名類聚抄曲調類に筑紫諸縣の曲名。沙陀調の部に收め入れたり。又歌舞品目には。按するに和名類聚抄日向國に諸縣郡あり。又書記に諸縣君の名みゆ。然れは諸縣は日向國の風俗なるへしとあり。さて大日本史に曰く。應神帝嘗開ニ日向諸縣君牛諸井女髮長媛有ニ姿色一。召而陪レ宴。皇子大鷦鷯侍焉。帝因作レ歌。以ニ髮長媛一賜レ之爲レ妃。皇子大悅。作レ歌報レ之。又愛ニ妃容色一賦レ歌。諸縣樂蓋起ニ于此一と見えたり。また古く【殊舞】なるものあり。一に立出舞といひ。乍レ立乍レ居而舞。此を陁豆々舞と稱する由日本紀の註に見ゆ。又弘計王(顯宗天皇)。其初め時の難に遇はせ賜ひ。御兄億計王(仁賢天皇)と共に。播磨國なる。忍海造細目が家の僮となりて。世を忍ばせたまひし頃。巡行使伊豫の來目部小楯。其家に至りて宴會ありし時。酒酣にして。座上の人次第のまゝに舞ひたりしに弘計王起て先づ室壽の詞を述賜ひ(今の世に云ふ新樂の家の祝詞なり)。小楯が彈る琴の節にあはせて。伊儺武斯盧哥簸沂比野儺擬。云々の歌を誦はせたまひ。更に殊舞して。天皇の御裔なる由を。詰び顯はし賜ふ事記せり。以上の舞の名の如く國史に見えたれど。中世亡佚せるを以て詳かに稽査すると能はざるなり。さてまた【伎樂】とは即ち吳樂なり。歌舞品目に曰く。推古天皇紀二十年。百濟人味摩之歸化曰。學ニ于吳一得ニ伎樂舞一。則安ニ置櫻井一。而集ニ少年一令レ習ニ伎樂舞一。於レ是眞野首弟子。新漢濟文二人習レ之。傳ニ其舞一。又天武天皇紀に朱鳥元年三月壬午。爲レ饗ニ新羅客等一。運ニ川原寺伎樂於筑紫一。仍以ニ皇后之宮私稻五千束一納ニ于川原寺一とあり。職員令雅樂寮條に。伎樂師一人。掌レ教ニ伎樂生一。其生以ニ樂戸一爲レ之。腰鼓生准レ此。義解謂ニ吳樂一。其腰鼓。亦爲ニ吳樂之器一也」とみえ。また歌舞音樂畧史に曰ふ。按るに。教訓抄(天福年中樂家の書)に。伎樂の次第を記して先師子舞。次吳公。次迦樓羅。次婆羅門。次崑崙。次力士。次大孤。次醉胡。次武德樂とありて。舞樂の狀をも載たり。又法隆寺資財帳(天平十九年勘進の書)。西大寺資財帳(寶龜十一年書)。大秦廣隆寺資財帳等に。右吳樂の面。幷に料具等を載せ。法隆寺には。現今猶其面を傳へたり。此等は味摩之が傳へし伎樂なるを。聖德太子採て佛會の資としたまへる者なるべし。又聖德太子傳に。皇太子奏。供ニ養三寶一。必用ニ蕃樂一。而人或不ニ學習一。學習亦未レ精。自レ今後宜使下工爲ニ世業一免中課役上。勅從レ之などみゆ。此等の故を以て。樂家の書に。舞樂の權輿を。此太子に係て云ふもの多し(猿樂の始までにいふは誤なり)。延喜雅樂式に。四月八日。七月十五日。齋會には。伎樂人を東西二寺に分ち充つ。會に先だつ三日官人樂戸の鄕に就て簡充つ。其樂戸は大和國城下郡杜屋村に在とみえたれば。古く味摩之が傳へたる伎樂な。世業とせる民戸の有し事知らる。猶後世の事は。樂家錄に。南都の樂人狛氏に傳はりて。興福寺金堂に於て。四月八日中刻。曲を奏する由いへり」とあり。【田舞】(タマヒ)は。吾邦上代の歌舞にして。其起原は詳かならず。日本書紀。天智天皇十年の條に曰。五月丁酉朔辛丑。天皇御ニ西小安殿一。皇太子群臣侍レ宴。於是再奏ニ田舞一とあり。また「續紀」に。寶龜八年五月丁巳。天皇御ニ重閣門一觀ニ射騎一。召ニ渤海使史都蒙等一。亦會ニ五位以上進ニ裝馬及走馬一作ニ田舞於ニ舞臺一。蕃客亦奏ニ本國之樂一。事畢。賜ニ大使都蒙以下綵帛一。各有レ差。又三代實錄。貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭。十九日庚午。撤ニ去悠紀主基兩帳一。天皇御ニ豐樂殿廣廂一。宴ニ百官一。多治氏奏ニ田舞一と見え。職員令集解に。田舞四人とあり。古くは多治氏の掌るところにして。大嘗會の時に奏するを。例となせるが如し。さて。歌舞品目に曰く。田歌の唱歌。寂蓮法師の書寫せしと云ふもの。京都今宮に藏する由。結毦錄にも見へたり。又近きころ。天明七年十二月二十七日に。大嘗會行はれて。廿九日癸巳。天皇出ニ御主基帳一の時。絕えたるを繼て。此田舞を奏せられしなり。河村蓮庵翁。其田舞の跋文あり。其畧曰。此一帖。大樂郎安倍朝臣季康所レ藏也(中畧)。降自ニ永久建武之征伐一。至ニ元龜天正戰鬪一。王室衰弊。禮樂隋廢。逮ニ于貞享元文一。繼レ絕興レ廢。再脩ニ大祀一。而比ニ古之盛一闕典不レ少。神風多絕。禮儀半廢。田舞亦在ニ其中一矣。今茲天明丁未行ニ大祀一也。順ニ考古道一中ニ興舊儀一。於レ茲安倍氏探ニ得津守國久所レ記古譜一。獻ニ之於官一。田舞再興可レ謂ニ國之大幸一焉。其古譜非ニ伶家一秘不レ傳レ之。此一帖則其詞也。と見へたり。今其要文抄ニ錄于レ此。とあるを以て。田舞の沿革一斑を知るを得べし。さて。田舞は。また歌と舞とを主とし。樂器を從となす。樂器は。笏拍子。笛。篳篥の三種にて。其用法は大畧神樂に同じ。但し笛は普通の横笛にして。和琴を用ひさると。歌に本末なきの相異あり。また舞狀は。即ち田植を象るといふ。按するに。前記師子以下の曲を合して十伎樂といひ。今なほ上氏之を傳ふ。さて伎樂に用ふる樂器は。笛及び鼓あるのみにして。鼓は現に三鼓と稱し。高麗樂に用ふるところのものなり。この鼓は。一に腰鼓即ち久禮豆々美と稱し。吳樂專用のものなりしなり。」猶ブガクの部を參看すべし。

マヒシヨウゾク　舞裝束は。専ら舞樂裝束にして。唐高麗樂に用ふるものをいふ。今こゝには吾邦古代の舞曲則ち神樂。東遊。久米舞等の雅樂に用る者をも併せ記すべし。さて歌舞品目の舞器章服の條に曰く【常裝束】樂家錄曰有ニ號ニ常

装束一者上。是舞人樂人通用者也。鳥甲(不レ謂ニ之一一俗云ニ一刎ニ)。半臂。下襲。表袴。赤大口(俗云赤袴)忘緒。石帶。襪子。絲鞋。鞨掛(三者謂ニ一足ニ)。末廣。總十一數而一具備焉。また之を唐装束といふ。即ち續教訓抄曰。舞人樂人之装束は。唐装束。こゝには襲装束と云。左右之色かわれども。具足の數同事也。袍。半臂(日緒あり。忘緒と云)。下襲。表袴。下袴(大口也)。紅單衣(近來口之袖單)。帶(金文石)。甲。踏懸。襪。絲鞋。沓。此姿之時は。折烏帽子を着て。引立て。樂屋等には着するなり。畧義を存する雅不ニ引立一。公役等皆用ニ此装束一也。又云。凡襲装束。左二十具。右二十具。竟物八具。これを一具と云ふ。また襲装束とも稱す。和名抄曰。史記曰衣之單複相具謂ニ之襲一。爾雅註。襲猶重也。註辭立反。和名。加左禰。續世繼。春のしらへの條に。左右のまひ人かさねのよそひして。月華門にあつまれり。かくの行事。しけみち。かれなりの中將にうけ給りて。せられける。はろゝのしらへ。まつは。ふきいたして。春の庭といふ樂をなんそうしてまいりける。

【別装束】胡飲酒。秦王其外玉樹等の。其曲にかきりたる装束を指していふ。また【別甲舞】これも。其曲にのみかきりたる。甲あるをはかく稱せり。其外は。冠鳥甲ともに、通用すればなり。【舞人装束】按ずるに。装束の書に。舞人装束と云ものは。皆臨時祭。又は御幸の陪從。加陪從に給はる装束にして。唐部等の舞人のことはみへ侍らず。されは何れも青摺のをのみあけたり。又御幸には舞人に摺袴と云ものを給はる。これも襲の袴と云ものなり雅亮装束抄に見へたり。

【冠甲及首飾類】冠。漆紗の冠なり。卷纓を用ゆ。又細纓を用ゆ。近眞記云着冠舞。安摩。打毬樂。春庭樂とあり。●唐冠。新鞍翔。胡德樂の勸盃着レ之と樂家錄にあり。普通の幞頭に似て。巾子甚大なり。又纓の製もたかへり。●天冠。鳥の童舞に用ゆるものなり。金銅を以て山の形の如くに作レ之。左右に劔形の者。二つ宛をたて。其劔形にそへて插頭花高六寸許にして。それを插む。又劔形の下へは。流蘇を施す。これを木結と號すといへり。和名抄曰。天冠。内典云。環釵鐺天冠臂印。註。涅槃經文也。註。天冠。俗說云天和とあり。●雲冠。是常装束に用ゆる所の鳥甲なり。和名抄。引ニ唐令一云。景雲舞八人。五色雲冠。俗云万比乃加之良。今俗云。止利加布止。●寶冠。吉水院樂書曰。寶冠散手は常樂會ばかりなり。番子は鉾太刀とあり●龍甲。散手の甲の名。龍吟抄曰。相撲のときは。亂聲。新樂亂聲をすへし。その装束はたつかふと。うちかけ。ほう。にしきのはかま。ふがけ。たちはく。ひらをあり。とりくひのたちなり。とあり。●別様甲。又別甲ともいふ。近眞記云。有ニ別甲舞一。皇帝。團亂旋。春鶯囀。玉樹。万秋樂。輪臺とあり。又散手には。寶冠と龍甲の二種あり。是らは。みな其曲のみに專ら用ゐるなり。●帽子。又牟子に作る者は假借なり。和名抄云。兼名苑曰。帽。一名頭衣。唐式云。庶人帽子。皆寛大露面。不レ可レ有ニ掩蔽一と。按するに左方は赤。右方萌黄にして其地合は曲によりて。區別ありといへり。胡飲酒。陵王。散手。拔頭。還城樂已上五曲は。赤地の金襴。紋各異なり。採桑老は。白地の金襴にして。已上悉裏地は赤き鈍子を用ゆ。退宿德。進宿德。皇仁。胡德樂。同瓶子取。八仙。綾切蘇志摩利。地久。二の舞。已上九曲は。綾白と紺との染分。横筋大さ皆七分許。裏淺黄。貴德。納曾利は青地金襴。裏淺黄。鈍子を用ゆとみへたり。●袜額。又末額に作り。又帕額とも稱す。按するに是れは舞人のみならず。又武官の翟の用たるものにして。薄く。扁平平絹の額を以てす。前額にあたる所は。三角形に爲して。後ろにて結ひとむる如きものなり。事物記原には三儀實錄を引て云。禹會ニ塗山一之夕。大風雷震。有ニ甲歩卒千餘人一。其不レ被レ甲者。以ニ紅絹帕一。抹ニ其額一。自レ此遂爲ニ軍儀之服一といへり。和名抄曰。方言云。額巾。或謂ニ之帕額一(帕音陌、或謂ニ之絡頭一(絡音落)。唐令云。高昌伎一部。舞二人紅末額と。近眞記云。末額、額巾陌額)。首飾とあり又云有ニ末額舞一。打毬樂。春庭花とあり。又唐舞圖には打毬樂に用ひ。或は舞の古圖には。狛桙にも用ひし圖あり。古へ武官の翟の用ひし左右近衞の類の服飾に。其日ありて。延喜式にみへ。又衣服令武官の朝服の條には衞士。會集等日。加ニ末額一とありて。督佐等は。用ゐるをなさゝりけるとみへたり。今は賀茂の社の競馬の神人の服飾にのこれるのみにして。舞樂に用ふるとは其傳は絕たりといへり。●釵頭花は。舞人又は。陪從の首飾に。剪綵花。又は生ける花をも。用ふるとありて。製は西三條家装束抄に。かれて小き花の枝を作りて。冠にさし。傳るとありと。倭名抄。引ニ楊氏漢語抄一云。釵頭花注に賀佐之。俗用ニ挿頭花一とあり。近眞記云。用ニ挿頭花一舞。安摩二舞。採桑老。樂所始。左の一者一曲之時用ニ竹枝一とあり。この外。鳥の天冠に櫻を釵頭花とし。胡蝶は酴醾を釵頭花とし。東遊に櫻を釵頭花とすると。樂家錄にみへたり。又行幸の時には舞人に插頭花を玉はると。装束抄等にみゆ。又其さしかたは。吉水院樂書に。舞人は左右共に左にさすへし。和歌に「櫻右。欵冬同し。藤左。插の花はかくやあるらん」夫木集に衣笠内大臣の歌に「左藤。右櫻とて。とりくれし。かさしの花も。むかしなりたり」とみへたり。然るに西三條家装束抄には。天子は左方にさし。臣下は右にさす也とあるは。主上と同しきを憚れる也。又同抄に舞人插頭。臨時祭。禁裏に於て是を給ふ。諸社の行幸行啓には。社頭

マヒシ

マヒシ

に於て。是れを玉ふ。或は仙洞に於て。これを給ふ。行幸のとき。社頭におゐて。これをたまふといへり【袍類】【附裲襠】袍。倭名抄。引二揚氏漢語抄一曰袍着襴之袷衣也。註蒲交反。和名。宇倍乃岐沼。一云朝服と。其製は。縫腋と。缺腋の二樣ありて。舞に用ゆるの製は缺腋なり。缺腋は和名抄。引二揚氏漢語抄一曰。蜀衫。註。和名。和岐阿介乃古路毛。本朝式云。缺腋。一云闕腋とあり。●衣冠袍。樂家錄曰。衣冠之袍。不レ及レ圖レ之。新猿樂五位之袍二。六位之袍二。皆冬袍也。●常裝束袍。又曰。常裝束袍紗也。左舞赤。右舞萌黃也。以二五色絲一。有二爪繝紋一。此袍着二之下襲上一。故大率雖レ同二于下襲一。有二少異一也。●直衣。又曰。採桑老之袍者。小葵冬直衣也。又曰。別用レ裾者。採桑老耳也。表浮線之綾。裏淺黃。長八尺也と。この外林歌。八仙等の外は裾皆袍と連續するなり。●蠻繪。按するに。蠻繪とは。もと丸き形の繡の名にして。蠻は盤の字の借音なり、其紋の名によりて。これを蠻繪と稱すれとも。本名は褐衣（カチエ）と稱して。褐色の服に。繡文を施せし故とかや。左は獅子。右は熊の蠻繪なれとも。今は其區別もなく。獅子のみを用らるゝや。樂家錄曰。無紋之紗左方淺黃（一圖紫）右方黃。以二五色絲一。有レ繡。其紋。蠻繪也。註紋形。如二唐獅子一者。相向爲レ圓とあり。●走物袍。樂家錄曰。紋紗左方。赤。右方。紺地。製法。至二于繡紋等一。大率同二常袍一。其異者。袖下短而端有レ露耳。●童舞袍。又曰。身横川二一幅一。故其製如二狩衣一。凡所用之舞三曲乎。即ち。迦陵頻。胡蝶。東遊。●迦陵頻袍は赤紗。●胡蝶袍は黃紗を用ふ。●林歌袍。樂家錄曰。林歌袍紫紗（地紋）。有二鼠之繡紋二（一者金絲一者。黃白相交）。裏百花色。其製前後各用二二幅一。如レ袍陌無レ裾。下邊之長均レ服。皆縫レ之而。每端以二萌黃金襴一。緣レ之（横二寸許）。●八仙袍。樂家錄曰。八仙袍表紺地之生絹。以レ絲有二鯉之繡一（鯉丈一尺計）。裏布花色其製前後各用二二幅一。如レ袍而無レ裾。故下邊之長均レ腋。皆縫レ之。而袍上掛二紺絲之網一（網目四五分）。而每レ端以二萌黃金襴一緣之（横二寸計り）。著レ之則自二上腋之指一入レ頭也。●青摺。又摺衣と云。所謂。小忌なり。裝束拾要抄曰。小忌と云は。神事の衣服也。白布を張て。山藍と云草にて。形木を摺し物也。平治或秘記曰。其體如二闕腋袍一但身一幅也（用二狩衣一の法。但前尻如二闕腋一白布粉張摺レ之。後瑩きするなり。無レ裏單なり）。此小忌は。私に用意して。着用する也。故に私の小忌とも云。國司を兼る次將。衞府の佐なと用レ之。其外は諸司の小忌。出納の小忌と云て。布に形のごとく。青摺したるもの也。其をは只袍の上に打懸て。着する也。何も山藍にて。摺しものなれと。臨時祭の舞人の着するをは。青摺と名付。次嘗會の時は。小忌と云。小忌青摺は。同事なれと。裁縫のやう。替れりと云。又この服に。赤紐と云ものを付るに。其つけ所舞人赤紐者。付レ左。小忌者付レ右となり。是いかなれば。依二祖禓一也。ともみへたり。この外日陰蔓の。挿頭花とし。心葉なと用ることあり。●裲襠。和名抄曰。唐韻云。襠音當。裲襠。衣名也。釋名云。兩襠（今按兩或作レ裲。和名抄。宇知加介）。其一。當レ胸。其一。當レ背也。唐令云。慶善樂。舞人四人。碧綾裲襠（上音苦蓋反）。又。衣服令。武官禮服の條。義解にも。裲襠。謂一片當レ背。一片當レ胸。故曰二裲襠一也。とこれなり。そのかみは。漢土にても。華美なる裲襠ありしとみへて。詩にも。繡裲襠なんともみへたり。樂家錄曰。謂二裲襠一者。袍之上着之者也。凡其製有レ二。共横一幅。長六尺許。中間有二入レ頭之穴一。着レ之則自レ上入レ頭。而爲二腰帶一也。●こゝに。製有二二樣一と云ものは。一は平舞の裲襠にして。端に毛緣を施さゝる也。腰帶も。革帶なり。一は走物の裲襠。每レ端白毛絲を以て。如レ緣爲レ粧。腰帶も。金銅帶を用るとの別なり。●半臂。和名抄云。蔣魴切韻云。半臂（此間名如レ字下音比）。衣名也と。事物記原曰。實錄云隋大業中。內官多服二半臂一。除二却長袖一也。唐太祖。減二其袖一謂二之半臂一。今背子也。とあり。舞人の唐衣も。背子と稱也。袖のなき者にして。袍の下に着する者なり。●下襲。樂家錄曰。下襲。表白綾。染成レ菱。菱之中以二五色絲一繡二桐唐草筑菱一。外繡二桔梗唐草及幹菱一也。領及袖の端。以二赤綾一緣レ之。裾之廻。以レ錦緣レ之。其横二寸七分。縫合緣之界。作二平織緒横五分許者一。縫二付之一總裏紫也。●蠻繪の袍の下襲は少異なり。樂家錄曰。製法及長横。同二于常下襲一而無レ繡。裾無レ緣也。表白綾。地紋龜甲。裏絹淺黃。領及袖端赤綾。地紋菱。【袴類】●袴。按するに。袴は奴袴なり。和名抄。引二楊氏漢語抄一云。奴袴註佐師奴枳乃波賀万と樂舞に用ふる者數品あり。●表袴（ウヘノハカマ）。常の裝束の袴なり。樂家錄曰。表白綾。地紋霰爪紋。白又其有二霰爪繡一裏紅絹也と。●赤大口袴。これ又。常の裝束に用ふるものにして。先下にこの赤大口袴を着して上に其他の袴を用ゆ。又俗に赤袴とも云といへり。●蠻繪袴。樂家錄曰。表白生絹。是束帶之袴なり。●青海波袴。又曰。其製同二于束帶袴一。但裔は寸許。赤地金襴也。其餘如二常袴一白綾。地紋爪霰。其上以二色絲一有二爪霰繡一也。指貫袴は。胡飲酒。陵王。打毬樂等に用ふる袴なり。地は唐織を用ゆとみゆ。其內採桑老は直衣を着する故に。袴は大紋の指貫なり。菩薩は常裝束の袴也と。樂家錄にみへたり。●童舞袴。樂家錄曰。迦陵頻。胡蝶東遊之三曲童舞也。生絹用二四幅一。表裏總八幅也。長凡三尺許。前組六尺。後組三尺乎。迦陵頻。蘇芳韮。胡蝶。黃。東遊。白也。各以二色絲一有二爪繡一。各裏同二于表一。●摺袴。これは青摺を着するときの袴名なり。連阿不足口傳

抄曰。摺袴。蠻絵きらめくとき。年少綾にて下地をする也。すりはかまと云は。すりの名なり。とあり。雅亮裝束抄曰。はかまはふたのにて。またなし。孔雀のまろを。いろ〳〵にかき。したのはかまを。かされたり。もゝたちを。いろ〳〵にくみたる絲して。つくりたり。又。かされの袴と云とあり。又云。たゞ人のもとへ。まひ人のすりはかまを。つかはさんにも。かさぬべし。扨これを。かされのはかまとは。いふ也。とあり。【帶類】●革帶。常裝束に用ふるは。普通の石帶なり。もと革帶と稱す。和名抄。引二唐衣服令一云。革帶玉鉤と。藤貞幹曰。今按。革帶。以二其所一レ附金玉石角等一爲レ名。革帶是其總名也。といへり。又衣服令には。腰帶といふ。又馬腦帶。西三條家裝束抄曰。舞人幷小忌を着る人なと着用す。又四位の人。尋常用レ之由。土御門大納言抄にみへたり。とあり。又連阿裝束抄に。主上。先黃櫨染。庭坐御覽之時。孫廂に出御のときは。青色御袍被二着御一。此時六位不レ着二凡青色袍一。於二禁中一一人着用也。此日雖レ爲二四品一。不レ指二馬腦帶一。舞人被二借用一也。犀角を指故は。日本國に馬腦十具あるを舞人十人被二借用一間也。八具と云說あり。其時は六位布帶を指とあり。●金銅帶。和名抄曰。唐令云。宴樂伎一部。舞二十人。金銅腰帶烏皮靴。とあり。陵王の帶これなるにや。又衣服令にみへたる。金銀裝の腰帶。即是なるへし。●腰帶。裲襠を着するときの舞は。腰帶と稱す。尋常の石帶と異なり。菩薩の裝束にもあり。【脛巾類】●踏懸(コカケ)。一に鞘掛に作る。然るに。字書に。靪の字みへす。衣服令には。赤脛巾。白脛巾と云もの。此類にや。樂家錄曰。鞘掛者。列地等外。不レ用也。舞人亦着レ之。形如二俗用脚絆一者。其製作。同者二箇。合二連之一爲レ一也。表金襴但中青地。廻赤地縫皆施二平織緒橫九分許者一爲レ飾。裏淺黃色之布。左右。各作二二穴一。施二金物一。附レ緒。以レ之連二結二箇一とあり。近眞記云。用二踏懸一舞。安摩。散手あり。【履襪類】●襪。和名抄曰。說文云。襪足衣也。註。音末。字亦作襪。和名之太久頭とあり。常の裝束舞人ともに。通二用之一。樂家錄曰。以二生絹一作レ之。如三俗用二足袋一。而其製少異也。とあり。●絲鞋(シカイ)。和名抄。引二辨色立成一云。絲鞋。註。伊止乃久都。今按。俗云。之賀伊。西三條裝束抄云。襪の上に是を着く。着なから堂上へ昇るに憚なし。參入の時深泥せは。絲鞋を着なから。淺沓を着と云に。今も舞人このまゝにて舞臺に昇るなり。●靴。和名抄。引二唐令一云。烏皮靴。赤皮靴。註。音戈。字亦作レ韡。和名化乃久都。近眞錄云。用レ靴舞。胡飲酒とあり。又新靺鞨にも。これを用ふると。樂家錄にみゆ。胡飲酒とは。少異なる。とみへたり。●烏皮沓。樂家錄曰。採桑老。以二韋皮一作レ之。相子色。其製如二草鞋一謂二之烏皮沓一也。【甲冑類】●秦王曲被甲諸具。●兜鍪。●冑。樂家錄曰。

以二韋皮一爲レ質。施二鐵札一。以二紫平織之緒一綴レ之と。●肩當。若レ鎧當二于頸廻一之。是なり。●肩喰。如二獅子頭一者作レ之。而自レ口切二放之一二。而口合レ喰二橫三寸許之絹一。左右施二紅緒一指二入肩一而結レ之。●籠手。當二于腕外一具也。●帶喰。●臑當。この五種冑に屬する皆具の名なり。●胡籙。甲冑を着してこれを背に負ふ。其形。箱の如し。矢二手を盛る。●魚袋。魚吸レ魚の象也。これを腰に帶るなり。●この具。又太平樂にも。用ゐとあり。●鉾。和名抄曰。釋名云。手戟曰レ矛。一所レ持也。字亦作レ鉾。和名。天保古と。近眞記云。執レ鉾舞。散手(用二番子一)。秦王。太平樂安公子(近來無舞)陪臚とあり。樂家錄に振鉾の鉾。太平樂の鉾。秦王の鉾の別あり。太平樂の鉾は。散手貴德と。其制同しといへり。●槍。和名抄曰。弄槍。楊氏漢語抄云。弄槍註。和名保古斗利。槍音倉と。近眞記云。持レ槍舞。弄槍(近來無舞)とあり。按するに。唐圖舞に弄槍の圖あり。其形長き棹の如き者にして。兵刄の類はなし。●楯。陪臚に用ゆ。樂家錄曰。楯長三尺許。而上五寸許之間作二烽火一。裏設二橫木二本一。其巾作下指二入鉾一之穴上。其上竪二打木一。爲レ之持處塗二白粉一。四方之端。以二粉色一爲レ筋。表畫二牡丹立木一。裏者畫二唐木一。上七寸許。【刀劍類】●太刀。柄は白鮫鞘。梨地蒔繪なり。垂平絹あり。近眞記云。帶レ劍舞散手。秦王。太平樂。青海波。陪臚。皇麞(古說)。又このほか。春庭花。古鳥蘇貴德も。帶劍のこと。樂家錄に見ゆ。●下鞘。採桑老。及び新靺鞨に用ゆ。樂家錄曰。下鞘如二常下鞘一々長七寸許。黑漆レ之。底與二鞘口一施二金物一。亦自レ口去二一寸許。用二金物一。設二小環一而附二紅緒一。但鞘口。如レ指二入劍一作レ之。而劍與レ柄無レ之。註。或曰。蓋本有レ劍而失レ之。後遂以レ無レ劍爲レ法乎。【面】●假面。按るに。舞に假面を用ふるとは。北齊の蘭陵王に始まれる歟。教坊記曰。大面出二北齊一。蘭陵王長恭。性膽勇而貌如二婦人一。自嫌レ不レ足二以威一レ敵。乃刻レ木爲二假面一。臨レ陣着レ之。固爲二此戲一。といへり。近眞記云。着レ面舞。秦王。太平樂(當時不レ用レ之。近來有二□□一)。拔頭。還城樂。陵王(二樣)。胡飲酒。採桑老。陪臚。散手(二樣)。蘇莫者。安公子(近來舞絕)とあり。菩薩にも。面あり。又高麗曲には。新鳥蘇。古鳥蘇(但近來不レ用レ之)。退宿德。進宿德。皇仁。綾切。胡德樂(勸杯、八仙)。貴德(二樣)。納曾利面(二樣)。地久等あり。また。造面(又雜面に作る)とて。厚き白紙の竪長にして。方なるを以て製す。墨もて。鼻口を畫き。目の所には。三隅形のものを畫いて。其中を切ぬく也。上に緒を施して。これを結ふ。近眞記云。造面舞。拔摩(一人二人)とあり。又胡德樂の勸杯も。これを用ふるなり。【舞器類】●桴。狛鉾に用ゆる者なり。吉水院樂書。長さは一丈一尺三寸也。高麗より渡りたる寸法也。とあり。舞曲口傳には。執鉾舞

マヒシ

と云。又棹長。一丈七寸なり。此舞は古人說云。高麗より渡りたるとき。五色にいろとりたる棹にて。船をさして。渡りけるを。やかて見て。舞始たりと。申傳たりとあり。●毬杖（カセヅエ）。和名抄曰。唐韻云。毬。横首杖也。注、他禮反、與レ體同。漢語抄曰。毬。加世都惠。一云二鹿杖一。近眞記云。川レ杖舞。採桑老とあり。樂家錄曰。採桑老。持二鳩杖一。俗言鐘木杖也。とあり。●桴。近眞記曰。持レ桴舞。陵王。抜頭。還城樂。胡飲酒。二舞。蘇莫者とあり。按するに。陵王の曲の桴は。樂府雜錄。戯者衣紫腰金執鞭也。とあれは。鞭を誤りて。桴とせしなるへし。又胡飲酒のことは。雜秘別錄に曰。たいこのばちの樣なるものをもちたるも。人ははちとしりたる。天王寺のものは。かくやの。太鼓のばちを。とられたれは。かたはちにて。うつとしりたりとかや。まことにや。酌といふものは。ひさごつぶりのさをいれたるもの也。えなかひさくなといふもの也。酒のまする瓶子とりをしやくとりといふも。此心なるべし。●後參桴。樂家錄曰。古鳥蘇持二後參桴一其形如二拂子一。長二尺。本徑四分許。末漸大作レ之。其先四寸許之間。曲レ之而。其先作二花形一彩色、而自二花彩之中一。出二白毛絲一。其長一尺許。註云。名二後參桴一者。古鳥蘇舞四人出而後。下臈二人入二于樂屋一。持レ桴出而授二之上首一。亦令二之舞一。故謂レ爾。注。體源抄曰。進宿德。新鳥蘇。白濱等。亦持レ之。地久亦本持レ之。然るに吉水院樂書には。後散取舞は新鳥蘇古鳥蘇地久其後散の樂をとゝめしめて入こと。隱岐院の御時よりはしまる。後散は新鳥蘇を本體とす。次古鳥蘇次地久なり。舞人多時者二人。四人の時は一人也とあり。又この後參桴と云ものは。古の拂舞の遺風なるへしと。白石翁の樂考にみへたり。いかゝ合考ふへし。●白楚（ツヘイ）。曾利古の曲に。白楚を執る。樂家錄に。本無二定法一去レ皮以レ白爲レ佳。長一尺六寸許。徑三分餘乎。註。體源抄曰。皇麞亦持二白楚一舞。按するに。白楚のをを曾利古と號するにや。教訓抄曰。白楚。皇麞。蘇利古。或書云。蘇利古楉名かとあり。又放鷹樂にも。白楚執るを。近眞記にあり。●骨擿。和名抄曰。球杖骨擿。辨色立成曰骨擿。打毬曲杖也。註、擿竹花反。打也。とあり。近眞記曰。持二打木一舞、打毬樂と。このころには、打木と。となへしにや。又漢土毬杖といひしを。陳氏樂書女樂部に曰。打毬樂之舞衣四色。窄繡、羅襦銀帶簇花折上巾。順風脚、執二球杖一。蓋唐正觀初魏鄭公。奉レ詔所レ造。其調自存とみへたり。●毬子。和名抄曰。唐韻云。毬毛丸。打者也と。近眞記云。有レ玉舞。打毬樂とあり。今は。其寶珠の形の如くにして。五彩を施す木もて。作りたる者也、又埴破にも玉五ッ左右の臂及膝と向とに付るとあり。今は此舞なし。玉は埴土にて作ると。●笏。木笏なり。和名抄。引二四聲字苑一云。笏手板。長一尺六寸。濶三寸。厚さ五分也。註。音忽。俗云尺とあり。近眞記云。持レ笏舞。安摩。新靺鞨。貴德番子（常樂會日友手）と。樂家錄には。この外に胡德樂勸盃。古鳥蘇、蘇利古（已上二曲、挾レ腰）とあり。（）木蛇。還城樂に用ゆ。木もて作りたる。蟠屈する。蛇の形なり。然るに。童舞に帋を卷て用ひしより。男舞にも。其さま。うつりたりといへり。讀教訓抄曰。此舞本者蛇を取て。舞ふ。而して宇治殿の童舞になしへられけるときは。帋を卷てつくり、持せ玉ひたりける。又秋の舞の時。又も女郎花を。折合せて。輪にして舞ければ。殿下仰て童舞の時は。かやうなるへし。實の蛇形は。うとましき也とそ。御定ありける。これより。男舞にも紙輪を。今にもちゐたるなり。うるはしく小蛇のかいまきたるを。作たるあり。平等院裝束には。今に具たりとあり。●反尾。青海波の舞の垣代にて。節を打具なり。●銅拍子。鳥舞に用ゆるものなり。●襲笠。蘇志摩利に用ゆ。此舞。今傳はらす。按するに。長秋記。永元二年八月十七日。內裏有二舞樂一云々。このとき此舞ありて。曲名目錄の下に註して云。襲裝束不レ着レ袍。其上着二襲笠一。其躰甚有レ與。資高。則清。光秋。資高の男舞なりとあり。●迦陵頻羽。樂家錄曰。胴長一尺四寸許。横八寸許。片羽長二尺。尾長二尺二寸餘とあり。五彩を以ていろとるなり。●胡蝶羽。樂家錄に曰く。横長。大率倣二迦陵頻一と。又蝶に象とりて。これを作り。五彩を施す。●剪採花。山吹の剪採花は。胡蝶の舞人。これを執り。赤蓮花は、菩薩のとる處也。●藥袋。採桑老の曲。腰に帶ふ。樂家錄曰、藥袋俗言。如二圓樂袋（マルキンチヤク）一。表地金襴。裏紅絹。徑五寸許。以二紅絹一揷口一而附二紅緒一緒の垂七寸はかり。●松明。又採桑老の曲に用ふ。又樂家錄曰。令二白張者持一レ之。横長二尺許。厚一分許。横七分許。三十本許爲二一束一。而本六寸許之間。包二白帋一以撚。結二其上下一とあり。●瓶子土器。胡德樂の曲に用るなり。高さ一尺三寸許。笏徑六寸許。口徑三寸許。而地青。畫二書草彩色一。盃二。徑三寸許。銀二薄之一と。樂家錄に見ゆ。●決拾。菩薩の面手にはむるものなり。此外五條袈裟。維髮等のものありて。菩薩の姿容に類す。云々と見えたり。

マヒト　眞人。（マウトを見よ）

マヘタレ　前垂は。汚穢を禦かんか爲め。膝を蔽ふの巾にして。通常綿布を以て之を作る。婦女の著するは。絹布を以て作れるもありて。多くは厨事に當る者。若しくは商家の雇人等、之を著するなり。是れ漢土にて。古代用ひたる韍と稱する祭服より變し來れる說あり。然るや。否。考ふへし。和訓栞に云。まへだれ。禪又韐をよめり。前垂の義なり。儀式帳に。前垂懸氏と見ゆ。式に袜を用たり。蔽膝也といへり。嬉遊笑覽云。前たれは壒嚢抄（三）韐の事。これを前だれとよめり。韻學集成韍

蛤王服。敝レ膝之衣とはみえたれども。詳ならず。唐山には。護膝。また敝膝などといへる是なり。昔の前だれは大かた赤前だれなり。尤草子赤き物の內。茶屋のかゝの前だれとみゆ。これは茶師なるべし。狂歌咄(二)宇治のをゝといふ處。茶師の家々數十人の女。赤前だれ一やうにといへり。又そのかみ八瀨大原の女どもゝ。赤まへだれを用ひたり。又狂歌咄(五)白布のぼうし。赤前だれして。柴木をいたゞき云々。寛永發句帳「山姫の赤まへたれや下紅葉。重時」。籠耳册子(五)。ある侍友人の家に行て。化物を見たりと物かたりする處。野路の一ッ橋を暮六ッ過に歸りしが。川の中に女一人すごすごとたちて。髮をみだし。腰より下は血にそまり。通る者をなつかしさうに見送るほどに。何者なるぞと咎めければ。忽きえうせぬと語る。其家の下女そばに茶をふりて居けるが。これを聞て。其時川中に居たるは我にて候。赤き前だれをしていがきに野老入て洗ひ居しが。お前のお通りなされたるを見ゐたり。さりながら何者とも御申なされず。只走りて御通りなされしものをと。いひければ。笑ひになりて面目を失ひけるとあり。茶屋などにあらぬ常の人家の下女も川ひたるを見るべし。小栗說經車引の段。赤前たれか姥か茶屋云々。其外はたごや女などは更なり。松の落葉(四條涼八景)ひゞく芝居の朝太皷。あかねさす日の赤前だれ。すしに出立し賤の女が云々。是は芝居の札賣女なり。古今夷曲集。赤坂にて「出女が赤前だれの赤坂のあかぬ姿にとまる旅人。保友」。今も娼家の中居抔いふ者。皆これを用ゆ。昔の給。よの常の下女赤前垂を着たり。源氏(浮舟)けふはみたれたる髮すこしけづらせて。こきゝぬに紅梅の織物など。あはひおかしうきかへてゐ給へり。侍從もあやしきしびら着たりしを。あざやぎたれば。その裳をとり給ひて。君にもきせ給て。御てうづ參らせ給ふとあり。よききぬにてうづかゝらむをいとひて。あやしき裳をきせたるは。前だれ着る意とおなじ。右擧る所を以て之を考れは。前垂は中古の頃より。已に行はれたるを知るへし。また寛天見聞記に云ふ。幼少の頃は。町家の女共の前垂紺がすりの木綿なり。白糸にて山道に端縫したるを流行せり。享和のころより棧留となり。三布にして裏にて合せるを流行す。是寛政の頃流行せし貳尺三尺の男の犢褌に較れば大なる替りといふべし」とあり。京阪にては今も地織木綿を紺又は綠などに染めて男女とも用ひ。大原女その外洛北の女には紺の木綿前垂に。白糸にて歌又は簡單なる紋樣を縫て用ひ居れり。江戶に限りては文化の頃にもや。冬は縮緬。夏は絽紗などの前垂をメる女あり。其より各種の絹布を用ふる者出來て。明治の初には男も絹の前垂をメる者多くなりて。一種の裝飾品となりぬ。又油屋と名けて胸より掛くろ前垂は。古は油屋。酒屋など用たるが。維新の頃には。小兒の外掛る者なく。油屋も之を掛る者なくなれり。却て西洋風の輸入によりて靴職。理髮師など之を用ひ。又酒屋。米屋。運送屋抔には厚き布にて一種の前垂を作り。荷物を擔く時は之を肩の上にはね揚て。肩の汚れを防ぐに用ひ居れり。

マムザイ　萬歲は。年の始めに大和。三河などより出て。諸所出入の家々を廻り。新年の賀詞を述べ。家門の繁榮を祝し。皷をうち立舞ひなどするなり。また門萬歲とて。戶ごとに門にたち。錢を乞ひ步行くもあり。今諸所見る所を下に記載すべし。貞丈雜記云。萬歲とてゑぼし素襖着て。年の始に人の家に來りて。祝事うたふ者古よりあり。足利殿の營中には正月七日參りし也。年中恒例記に。正月七日の部に云。千秋萬歲參る於二松の御庭に一被レ舞レ之。御太刀持被レ下レ之。同朋遣レ之御供衆少々伺候云々。いにしへは千秋萬歲といひけるを。後世は畧して萬歲とばかり云也。萬歲のうたひ物の詞に。千秋萬歲といふ事ありし故。如此名付たりとぞ。昔は三河國小坂井より出たると也。今は三河。尾張。遠江の三ヶ國より出る也。土御門殿(公家也陰陽師の頭也)より官位を申受る由也。昔の萬歲は折ゑぼしに素襖を着たりしとぞ。近年は風折ゑぼしに大紋の直垂を着る也。か樣の事も昔にかはりたる事ありといへり。禁裏萬歲御式のことを一話一言云。禁裡萬歲之御式。此時所司代より。警固出役無御座候。又諸人の拜見も不相成候。故に於彼地も誰も存じ不申候。珍敷物にて御座候。尤此書面とてもあらましに御座候。京都住。萬歲。小泉豐後。每正月四日。紫宸殿御庭にて舞申候。裝束は三位烏帽子(此烏帽子古へ上より給はりし由申傳候)。大紋着(但下は半袴の如く裾短也。大紋萌黃色の薄き樣なるものゝよし。紋所丸の內に笹輪頭を附る)。服は紅の兩面の小袖(尤無紋)下に白無垢を着。小さ刀を帶す。舞時は兩人共に脫劔也。歲若(サイワカ)は萬歲烏帽子素襖着(但下は半袴の如く裾短也。素襖花色肩に模樣有紋所無之)。緘熨斗目(紋は丸の內に笹輪頭を附。則小泉氏の紋所也と云)を着。刀脇指を帶す。扨鞨鼓中啓を持(但豐後鞨皷を手に持。手にて打之。歲若は何も不持して舞地也)。唄ひ物は委敷は存不申候。三番叟の舞の翁の舞に似よりしが。始めにはトウ〱タラリ〱ラフ。其次に。壹本の柱より。拾貳本の柱と申。神々の御名を申終て「德若に御代萬歲と。枝も榮へ。益ます愛敬ありける新玉の。年立開日の朝夕より。水も若やぎ。木も芽も咲榮へけるは。誠に目出度候へける。」北面の武士大紋長袴にて御階の左りに有て(附小さ刀を帶し床几を用ふ)。「勇みませいと大音にて申。」其後のうたひ候は。空穗猿の猿の舞に

うたひ申候に似よりし様に存候。又太子誕生の事などあり。其跡は年々替り候事に承候。舞終候と。五位殿上人中啓を持參にて。御階(御階十二段有)。六段目にて北面へ御渡し。北面より豐後へ被下候。弓場殿(此所土間故座を敷弓場殿は日華門の邊にあり)にて休息仕。御料理。御酒。御鏡餅頂戴仕。勘解由使靑銅貳拾貫文米一石持參にて。中啓と取替に相成申候。中宮樣へ參り候節。御庭にて舞始り候と。女嬬と見えて。白小袖に緋の袴を着。檜扇にて顔をかくし御階上に立。いさみませいと大音にて申候と。御翠簾の內大勢の女中の聲にて笑ひ候事御庭迄聞へ。女嬬も早くかけこみ申候。頂戴物は。御翠簾の內より段々紙に包し鳥目。其外色々の物なげ出し頂戴仕候。其內に金壹分五つ五色の糸にて能々からみ候が。壹つ御座候。是は中宮樣より賜はり候歟。其外院の御所方右之通に御座候。宮方公家方は。御召御座候得者參り申候。御召これなきはまゐり不申候(附素足にて草履ははき候事)抑萬歲の濫觴者。神武帝の御宇大和國橿原郡において。音頭を取し者の由也。數代の後絕家す。其後同州小泉村の者へ勅有てより以來。其事を勤む。元來名も無き者ゆゑに。唯千秋萬歲と申す名に稱し來り候。然者いつのころよりといふ事をしらず。また小泉豐後と申ことも古き事なり。淸明は同所の生れにして豐後方にては血筋のやうに申せども。安家(今の土御門家なり)にては別家の樣に仰せられ候。今に出入は仕候。右は或人の覺し趣きを書付侍りしとて。おこせるをこゝにしるす。また豐後がたにはいろ〱六ヶ敷譯も有之候也、因に云。萬歲の唱ふ節は。幸若の唄ひ候ふしにゝより候者のよし也。又能の狂言の空穗猿の猿の舞候時。うたひ候歌のふしにも似よりし物のよしなり。尤時代は萬歲の方古く幸若はその後のもの也とぞ」。嬉遊笑覽云。續古事談。大饗の鷹飼は。中門のおもて幔門本にて鷹はすうるなり。東三條は中門より幔門のもと迄は。下毛野一文といふ鷹かひ西の中門より鷹しすゑてあゆみ入たりけるを。上達部の座よりあらはに見えけるに。錦のぼうししたるもの。手をむなしくしてあゆみきければ。人々千秋萬歲のいるは何ぞと笑ひけり。その後中門のもとにて。鷹をすゑてゐるなりとあり。鷹飼は錦の帽子きるものなれば。千秋萬歲が鳥かふと着たるに似たれば笑たるなり。千秋萬歲法師のまへるふりは。又田樂の能に取れりと見えたり(故に新猿樂記にも出)。文安田樂能配に立逢(飯阿愛阿竈阿全阿也)。揚二萬歲聲一隱レ袖事頁久といへるは職人盡の判詞と同じやうなり。おゆどのゝうへの日記に。元龜三年正月五日。きたばたけのせんずまんざい三人まゐるともあれば。人數は定まらぬにや。その頃は北畠に居しとみゆ。こゝは洛陽二條より北にてその間三町なり。滑稽雜談に。萬歲は西南相去るを三里許に。窪田箸尾の兩村あり。こゝより出る故に。窪田箸尾の二流あり。人倫訓蒙圖彙に。此流諸國にあり。京に出るは大和より出。中國は美濃より出。東へは三河より出るなり。和訓栞に。神樂歌に。千載あり。本は千歲とうたひ。末は萬歲とうたふ。此より出たるにやともいへり。是また一說なり。かやうに諸說あればまぎらはしきに似たれども。物一つに似かよひたるをかさなりぬる是のみにあらず。余は古說に隨へり。又一說に。今正月に三河の萬歲とて。素襖えぼしにて。祝詞をとなふるもの。大江定基より起るといひ。萬歲作太郞毎年東都に至り。正月十一日勤仕す。其初尾州白井郡長母寺の開山無住。其詞を作りて。愛知郡印內村の民に教しとかや。秉穗錄。無住國師尾州木が崎に住せる時。萬歲の詞を作りて其に有助と云ものに教ゆ。今田地の名に有助と云處あり。土人の說なりといへり。張州府志に無住國師所レ作樂稱二萬歲樂一。使二小奴德若謳一レ之以爲二賀正一といへるは非なるべし。日次紀事。正月五日。禁裡木造始。此日千秋萬歲并猿舞東庭に來云々。故に此早歌に。柱かぞへる事をいふとみゆ(凡萬歲は。造宅の祝事。鳥追は田事のいはひ。春駒は蠶業のことぶきにて。衣食住の三つを重んずる故なり)。其唄諸處にて異なりとなむ。其內上がた小歌。絲の時雨などに萬歲あり。是は木造めけるをは絕てなく。むれと商人の事をいへるはことにいやしき萬歲になむ。その唱歌に「やしよめ〱。京の町のやしよめうつたるものなに〱。大鯛小だひぶりの大うなあはび。さゝゐはまぐり〱云々。」「そこを打過そばたなみたればきんらんどんす云々。」此小歌。大䟽松の葉などにも載せざるは。いと近く小歌には作りたる歟。されど萬歲がかゝるをうたへるは久しきことゝ見えて。寬永の發句帳に「萬歲樂まづうりそめや京の町」。また西武が獨吟百韻に「六百は堺の町のとりやりに。蛤こんと賣やすみよし」。自注に。萬歲樂に「百なら御ざれ。はしたものは賣ぬ物。蛤こん」とうたふなり。住吉は濱ぐりのえんにいふなりと有り。昔も下さまの家に行ては。唱歌も相應にうたひしなるべし。醒睡笑に。祝ひ過るもいな物といふ條。春の初めの朝より。千秋萬歲とも。又鳥追ともいふが。家毎にありきて慶賀をうたふに。千町萬町の鳥追が參たといふて。或門の內へ入らむとして。犬に咋つかれあらたのしやといふをいたさに。あらかなしやといへる咄あり。これ鳥追とてうたふ歌も又萬歲なり。或人語りけるは。周防山口に覺定と云ものあり。毎歲元旦に。國主の城門に參る。此時門を開くを嘉禮とし。それより諸人出入す。祝詞を唱ふると。千秋萬歲に似たれども。やうかはれり。其服水干に鳥かぶ

とを着る。士庶の家にも至りて此ことをなすといへり。これ萬歳の古風殘りたるなり。愚定といへるは。そのかみさる名の千秋萬歳法師にてありしを。其をつぎたるものなるべし。」那珂通高氏の考に萬歳は。谷川士清の和訓栞に。釋日本紀を援きて踏歌とし。正月禁中に大黑まゐるなりと云へり。萬歳果して踏歌ならは。其の始は慶雲三年より十年の前に在り。其の句毎に必萬春樂の三字を以て結とす。春と歳と其の傳ふる所を異にすと雖。皆至尊を祝して萬年阿良禮よと云ふの意に至りては則一なり。四時調攝箋に。唐觀燈士人作ニ踏歌ー唱レ之歌曰。長安少女踏ニ春陽ーと見ゆ。觀燈節は正月十五日なれは。持統天皇の漢人をして踏歌を奏せしめしも。亦追儺と同しく支那の俗に擬せし所ならん。漢人は東西漢の氏人なり。後踏歌世を逐ひて盛に。獨此の氏人のみならす。士女競ひてこれに倣ふ。是に至りて又男と女とを分ち。男踏歌を十六日とし。女踏歌を十四日とす。其の裝束は李部王記。西宮記。西宮裝束抄等に詳なり。其の後二百七十餘年を經て圓融院天皇永觀元年より。男踏歌は終に止みたりと雖。其の辭に由りて或は萬歳樂と云ひ。或は千秋萬歳と唱ひ。世に行はれたることは。知足院相公の從者を懲すに。此の舞を以てせしと云ふを觀ても亦知るへきなり。古今著聞集に。知足院相公大殿とておはしけるか。侍を御勘當ありけるに。千秋萬歳をもちてはやさせて。その侍を舞はせられけり。さる御勘當やはあるへき。と云へり。知足院殿とは藤原忠實公にして。其の關白たりし堀川院天皇長治二年は。即永觀元年を距ること百二十年なり。降りて足利氏將軍たりし時に及ひても。猶これを營中に演せしこと往々當時の記に見えたり。伊勢貞丈の雜記に。萬歳とて烏帽子。素襖着て。年の始に人の家に來て。祝事を歌ふ者あり。足利殿の營中には正月七日參りしなり。年中行事恒例記に。正月七日部云。千秋萬歳參る於ニ松御庭ー被レ爲レ舞レ之御太刀侍被レ下レ之。同朋遣レ之御供衆少々伺候云々。古は千秋萬歳といひけるを後世は略して萬歳とはかりいふなり。萬歳の唄物の詞に千秋萬歳といふもありしゆゑかく名つけたりとそ。昔は三河國よりいてたるとなり。今は三河。尾張。遠江の三箇國よりいつるなり。土御門殿(公家なり陰陽頭なり)より官位を申しうくるよしなりと云へり。又瀧澤馬琴の簑笠雨談に。眞葛原土朔子に。萬歳は千秋萬歳なり。秋をずとよむへし。千壽にはあらす。此者木造の日より參るは私例也。猿舞は恒例なりと見ゆ。千秋萬歳委しくは千秋萬歳法師といふへし。大和國窪田。箸尾の兩村より出つ。又た大和の外にもありけるにや。岷江入楚にも見ゆ。三河萬歳は是又別流なり。唱歌は大江定基の作也。と云へり。定基は僧寂昭にして。其の薙髮せしは永延二年に在りと。百錬鈔及一代要記に見えたれは。其の歌を作りしは男踏歌の止みたる永觀年間なるへし。大和萬歳は。院本の妹背山婦女庭訓に在りと云ふ者あり。未其の果して定基の作れる所なるや否やを知らず。三河萬歳の歌は岡田挺之の秉燭錄に。無住法師の作りし所なりと云へり。法師は梶原景時の孫にして沙石集の作者なれは。馬琴の別流とせる者當れり。顧ふに馬琴貞丈二人共に。萬歳の千秋萬歳たることを知りて。其の初稱して萬歳樂と云ひしことを知らざるは。萬歳樂の踏歌と同しきことを察せさるの謬なり。唐の禮樂志に。皇帝受ニ群臣朝賀ー云々。臣等謹上ニ千秋萬歳壽ーと云へは。千秋萬歳の語も。亦支那に採れる所なるへし。夫萬歳及厄拂共に。其の初は朝廷の一公事にして。數百歳の後は乞兒口を糊するの資たるに過きす。終にこれを禁せらるゝに至る者豈他あらんや。無用の觀を假りて以て太平を粧飾せんことを欲すれはなり(洋々社談)。」また田口勳氏の說に。伴蒿蹊か閑田耕筆ニ卷に云。千秋萬歳は。大和より出る者一種類なり。萬歳村有とそ。河内。三河なとより出るも其類歟。京都にては陰陽家の人。小泉より出つ。これは禁裏仙洞后宮など計りへ參りて。世に普くはしらす。壽詞五段。頗る古雅にて。大皷一調をもてはやすとなん。彼大和の者は。あまねく民間をもめぐり。舞ぶり詞がらも。やゝくだりてけぢかく。十餘段。小皷もてはやすさま。世にしる如し。因に云ふ。彼唱歌に。とくわかに御萬歳といふ詞。何事とも知り難きを。或人云。とこ若にて。とことはに若きのいひなりと。又やしよめ〳〵京の町のやしよめ。と云ふことあり。これもやさめにて。艷しき女と云へるなり。京の町のと重ねたるにて知るへしとなんと見え。新猿樂記に。千秋萬歳之酒禱(サカホガヒ)。臥雲日件錄。文安四年正月二日の段に。一種乞食。卒歳首到ニ人家ー歌ニ祝言ー。世號ニ之千秋萬歳ー。前後相逐來。右與ニ百錢ー。又御ゆどのゝうへの日記に。元龜三年正月五日。北畠のせんずまんざい三人參ると有。勸進聖辨說上人の職人盡歌合第一番に。千秋萬歳法師あり。此時は法師にて祝ひ言して來りけるなり。また後成恩寺殿の源語秘訣に。末代に千秋萬歳なと云は。男踏歌の餘風なり。後嵯峨の御時にもはやりし事なりと書給ひ。世諺問答にも。此よし見ゆ。同公の御作なれは然るへし。岷江入楚に。昔正月十四十五日。京中遊士。月に乘して。あなたこなた歌ひ舞しより。末代に千秋萬歳と云て。逸興を催す事あるは。是其餘風なり。又長明か發心集。唐坊行因の條に。此人眞言ならひ初ける頃。師の大あじやりの心みんとや思はれけん。男にては物のまねをよくし玉ひて。をかしきかたを。人興せられけりと聞つるなり。千秋萬歳し玉へ。見んといはれけ

マムサ

れは。事もなくうけたまはりぬとて。經のつゝみ紙の有けるを。頭に打かつきて。めでたく舞たりければ(下畧)又古今著聞集の興言利口の部に。知足院殿。大とのとぞおぼしましける。侍を御かんだう有けるには。千秋萬歲をもちてはやさせて。其侍をまひせられけり。さる御かんだうやは有べき云々。今の世に萬歲と稱するは。烏帽子。素袍を着し。鼓を打。卑歌を唱ふものなり。又三河國にあるは。一派の萬歲なり。或說に。大江定基。博學大才にして。佛道にも疎からぬ人にて。正月の祝も。目出度事はふりたりとて。我知行所の百姓に敎へ。佛法東漸の歌をうたはせ。春の始より世事を忘るゝ媒とせり。今の世にひろまりし三河萬歲は是なりといへり。此引書證文は。北條氏執權の頃ほひより。足利家中葉の年紀なるべければ。やゝ是より先にありし事なるへし(如蘭社話)など見ゆ。以上事の重複せるもあれど其儘に抄出す。又明治十六年日々新聞の記に。大和國廣瀨郡の宮本重平といふは。大和萬歲の元祖にて。數代の祖宮本重太夫より以降毎年正月の吉日。御所へまかり出で寶祚長久五穀富饒の祝詞をまをし。萬歲の御用を勤めし者なるが。維新後は此例も廢せられしが。今度西京の御所向にて舊例どもさまざま保存あらせ給ふと聞及び。右の重太夫は其由緒ども取調べゐるよしなり。」また曩に大和萬歲のことを記せしが。御所へ參るは京の町の舊家の內にて。毎年さゝれて其主人〳〵が勤むるよしなり。舊記に。毎歲正月五日參內殿の前の御庭にて千秋萬歲。御覽とある則是なり。舞人と鼓うちと。共に三人七草の藍ずりの素袍を着し。侍烏帽子をき。庭上筵の上にて祝詞を述るよしなり「常盤嘉耳御萬歲(トキハカニゴマンザイ)と。君王者(キミハ)榮惠御座(サカヘテオハシマス)壽先(マヅ)新玉(アラタマ)のとし立初るあしたより。水も若やぎ木芽も咲榮けるは誠に目出度候へし。左靑龍右白虎前朱雀後玄武四神相應(サセイリウウハツコゼンシュジャクゴゲンムシシンサウオウ)の所には天より七福降りくだり。地より七寶相生ず。左靑龍の東には宮の小河が流れて。其水上を尋るに浮木に乘し張伯が。雲の波に遡りて。霞にはしを渡せば雪の上まで續くらんも。誠に目出度候へし。右白虎の西には龍門の波高くたつふり菊水流れて。そもや又此君王の久しかるべきためしには。夜うつ波は金銀瑠璃。ひる打波は吉事續くらんも。誠に目出度し。前朱雀の南には名花の種を蒔て四面の池を清して。所々に入江を築いれ。池の中なる島々に植たる木の名はなに〳〵。茨しやうびから薔薇南天木にはりんちやう花。岸のうつろに山吹寶命草あやめにしたには浮草金銀草。沖の鷗がたはふれて渚の千鳥はちり〳〵と。孔雀鳳凰はぬれしみて吼々と答へけるも。誠に目出度候へし。後玄武の北には玉山寶珠の山高く峠へて峯の霞はいけふり。谷江の淸水は酒の泉で空を走る。小男鹿梢をつとふ猿猴と呼子鳥の萬歲と吹風は。天地を動かさひて風は枝をならさひて。四面八町方八町。十六町に築地をついて宮殿樓閣建ならべ軒をならべて榮えける。誠に目出度候へし。斯程めで度地の恩の寶の君王の御所造りなり。ありやうは讃いはぬ給ひけるも。誠に目出度候へし。常盤嘉に御萬歲と君王者榮惠御座壽。」此外に宮久舞。京の町。濵出。枡舞。都久志舞などさま〴〵あり。此役にあたる人稽古を若者丁稚らに笑はるゝを厭ひ。土藏に籠りて稽古をなすと云ふ。大和萬歲は宮方等へは出れど御所へはまゐらずとの事なればこゝに正す」とあり。又同新聞の記に。昨年(十五年)總代が免許を願ひたりと聞く如何になりしや其後は聞かざりし。今や歲尾の小閑を得たれば鎌倉に遊ばんと東京を發せしは三十一日の朝なりし。神奈川より戶塚へ至るの間にて。昔時に樣かはり。太夫は別立烏帽子に手織木綿の羽織に。同じ地の義經袴を穿き。高履ふみしめ。鼓もち。大黑頭巾冠り。袋負ひし才藏つれし萬歲を多く見かけたり。或はひた走りに急ぎ。或は門每に立よりて萬歲のはしりを寶ものあり。三里餘の道にて三十三組。この人數六十六人に遇り。車夫の云ふ。此邊も一昨年ごろまでは斯は來らざりしが。昨日も一昨日も續々と來るは。幾萬歲にや誠にめでたう侍ると語る。東京には禁せられて後は絕て見ざりしが。扨は免許されて今年よりまた來始しにや云々。鎌倉に新年を迎へ。二日に東京へ歸る道の程。横濱には見かけしもさばかり多きいく萬歲の何地ゆきけん。東京にはあらず。」など見えたるが。後東京も許されて。今は來る樣になりたれど。昔の如き萬歲烏帽子の萬歲。侍烏帽子は絕えて。立烏帽子の萬歲と大黑頭巾に股引はきたる才藏の胡弓引きて來るもあり。【才藏】むかしは江戶に歲の暮に才藏市といふがありし。俳諧歲時記十二月の條に。才藏市。江戶日本橋の東二町ばかり四日市にあり。三河萬歲江戶に來りて。脇士の才藏を傭ふなり。毎年四日市にてこの價をさだめて傭ふといふ。これを才藏市といふとぞ。といへり」以上その沿革を知るべしと雖。黑川眞道の萬歲樂考(明治三十二年十一月三日時事新報)は。この要をつくせり。重複の條あれど左に抄出す。萬歲の文字の古書に見えたるもの多けれど。其訓一樣ならず。雄略記には「ヨロツトセ」。年中行事歌合には「ヨロヅヨノコエ」。榮華物語には「バンゼイ」。神樂歌には「マンザイ」。又は「ヨロヅヨノマンザイ」。源氏物語には「マザイ」。拾遺集には「山ノヨバフ」。三代實錄には「ヨロコブ」など。とり〳〵なり。又內裏式。貞觀儀式等には。其聲謡(エー)と註せられたるが。兩式は皆實際に用ひられたるものなれば。當時萬歲を謡と稱したるも其後文字の如く讀み改めし者なるへし。(萬歲の聲は後

マムサ

世其傳絶えたり。然に合戰記。武家故實書等を按するに。進軍の時エイ〳〵聲を出すとあり。又凱歌を擧ぐる時エイ〳〵を稱することあり。是等は似寄りたる聲なれば。恐らく萬歲の變化して武家に傳はりたるものならん)。扨萬歲の事の書冊に見えたるは。雄略天皇五年の世を以て始めとすべし。此年天皇葛城山に獵し給ひしに嗔猪あり。忽ち來りて人を逐ふ。天皇舍人に勅して之を逆へ射らしむ。舍人懼れて避けしかば。天皇怒りて嗔猪を踏殺し給ひたり。獵罷みて舍人を斬らんとし給ひたるを。皇后切に諫め給ひたるより。其罪を免させ給ひたり。後御歸館ありて。天皇御親から萬歲を稱し給ひて勅はく。樂哉人は皆禽獸を獵り。朕は獵りて善言を得たりとあり。又桓武天皇延曆十四年四月曲宴を行はせ給ひし時。天皇古歌を誦し給ひて。尙侍百濟明信をして和せしめ給ふに。和する事能はざりければ。天皇御親から和し給ふに依て侍臣萬歲を稱したり。又仁明天皇嘉祥二年閏十二月京中を巡覽し給ひし時。囚人を赦させ給ふ。群臣大に欣びて萬歲を稱したりとあり。弘仁の制。元正群臣の朝賀を受けさせ給ふ時。百官共に唯と稱し。再拜舞踏して旆を振り萬歲を稱することゝ定められたり。後世に至り單に萬歲旆を振るのみとなりしは。其聲の傳はらざりしによるべし。而して萬歲旆は左右の別ありて。中家實錄には長さ二丈五尺。竿三丈五尺。紅白の綾布を用ゐると見え。禮儀類典には左法萬歲旆は古文書にて之を書く云々。色赤くして錦を以て緣となし。金箔を以て表裏に萬歲の二字を書く。高さ二丈餘と見えたり。又萬歲を稱するは。君主に對して臣下の稱するものにて。別に其制のありしには非ざれど。實際稱せし例に徵すれば。皆君主に對して稱せしなり。今の世猥りに人を賀して萬歲を稱す。蓋し本義を誤れるものと云ふべし。但し前記雄略天皇の自から稱して萬歲との給ひしは。欣びの餘りに出てしとなるべし。【萬歲樂に二種】あり。一は雅樂の萬歲樂。一は後世所謂千秋萬歲是れなり。千秋萬歲は其源踏歌に起り。變遷して遂に千秋萬歲とはなれるなり。雅樂の萬歲樂は。其起源萬歲を稱せしに始まれりと雖も。舞樂に傳はるを以て。只だ萬歲を稱する體を表するものゝ如し。而して名にし負ふ舞樂なれば。古來慶賀祝典の時奏し來り。舞人は四人或は六人に定まれり。【千秋萬歲】は其起源踏歌に始まれり。抑も踏歌は持統天皇の御代に。漢人等踏歌を奏せしより遂に朝廷の儀式となりしものにて。男踏歌女踏歌の節會あり。左れは踏歌は其始め支那の風俗にして。其意君主の萬歲を祝する意なるを以て。我朝廷にも之を用ひさせ給ひしことなるべし。然れども其始めは如何なる樂章を唱へしにや詳かならず。桓武天皇延曆の遷都に際し。平安城幷に聖主萬歲の意を表せし踏歌の樂章を作り。其の一句每に新京樂平安樂土。萬年春と唱へたりといひ。又朝野群載にも男女の踏歌の樂章を掲げ。一句每に萬春樂又は千春樂。天人感呼。聖主億千歲など唱へたりとあり。これ皆君主の萬歲を祝するの意なるを知るべし。後ち其儀の廢れてより遺流千秋萬歲と變し。即ち所謂萬歲にして。每年正月家々に至り。萬歲の詞を祝して家業とする一種の職人が生じたり。其祝詞は俚言なれども。其意は多く佛法を交へ。家屋の構造等を稱讃せるものなり。萬歲をヨロヅトセと云へるは。日本書紀に「雄畧天皇乃ち皇后と車に上り歸りて萬歲を呼ぶ」とあり。ヨロヅヨノコヱは年中行事歌合に「くものうへに。きこえあけよとよはふらし。とのはじめのよろつよのこゑ」。又ヨロコブは三代實錄に「親王巳下。九位已上唯と稱して再拜す。中納言再拜して萬歲と稱す。」次に群臣共に萬歲と稱し再拜踏舞す。」又バンゼイは榮華物語に「夜に入りたり。ものゝけども。こころことなり。御かはらけに。花か雪かの散りいりたるに。中宮大夫うち誦し給ひ。梅花帶レ雪飛ニ琴上一。柳色和レ煙入ニ酎中一。又たれぞの御聲にて。御かはらけのしけゝれは。一盞寒燈雲外夜。數盃溫酒雪中春など。御聲ともをかしうての給ふ。にほひにか。けふはばんぜい。せんしうをそいふべきなどの給ふもあり。さま〴〵をかしく。みたれ給ふ。」又マンザイ又はヨロヅヨノマンザイは神樂歌に「(本)せくざいせんざいや。ちとせのせんざいや。なほせんざいや(末)まんざい。まんざいや。よろづよのまんざいや。なほまんざい。」又マザイは源氏物語に「ほの〴〵とあけゆくに。霜はいよ〳〵ふかくて。ともすゐも。たど〳〵しきまで。ゑひすきにたるかくらおもてどもの。おのがかほをばしらで。をもしろきことに。心はしみて。には火もかげしめりたるに。なほまざい〳〵と。さかきばとりかへしつゝいはひきこゆる。」又ヤマノヨブと云へるは拾遺集に「よろづよの。三笠の山ぞよはふなる。天の下こそ。たのしかるらし」。(此歌朗詠には萬代と三笠山とあり。按するに山のよぶとは萬歲を稱する事なり)。又エーと稱せしは內裏式に「武官俱に立て旆を振り萬歲と稱す」とあり。而して萬歲の聲は謁と註せられたるが。後世この聲絶えて傳はらず。然るに平家物語一谷坂落の條に「御曹司。馬は主々が心得て落さんには。痛は損ずまじかりけるぞ。義經を手本にせよと。先づ三十騎計眞先懸けて落されければ(中略)。餘のいぶせさに目を塞いで落しける。エイ〳〵聲を忍にして馬に力を付て落す。大方人の所爲とは見えず。只鬼神の所爲とぞ見えし云々」とあり。是等は甚だ似寄りたる聲なり。恐らく萬歲の聲の勇ましきが。一變して武家に傳はりたるに

や。又三度呼稱せしは。花山抄に親王已下共に舞踏し。三たび萬歳と稱す」とあり。嘗て此外字音のまゝに稱せし事。平時に稱せし事。朝賀に稱せし事。御即位に稱せし事。御元服に稱せし事等に就て徵證あれども略す。【雅樂の萬歳樂】樂家錄に「萬歳樂曲は用明天皇製作なり」とあり。一說に古聖王の時鳳凰來り儀す。聖王萬歳を唱す。其聲を象りて此曲を製すとあり。又續教訓抄に。此曲は公私に付て祝所には必ず舞と云ひ樂と云ひ先づ之を奏す。後にこそ何の曲をも用ひず侍れ。されば誠に目出度き曲にて侍るなり。十に八の事も名によりて其德を表はす事なれば。最も其謂れありておぼえ侍りたれば。祝の今樣にも。祝の所にゝ吹笛は地久みの山黃鐘調。君がよはひは萬歳樂といへり」とあり。【千秋萬歳】世諺問答に「昔は男踏歌とて京中の男女聲よきをつどへて。だいりにて祝詞を誦ひて舞はせられしなり。持統天皇の御時は漢人踏歌を奏せしとかや。光源氏の物語の。かうこゝのよはなれたるさまも。彼の踏歌のことぞかし。此餘風遙かの末にとゝまつて。千壽萬歳の祝詞を誦ひ侍るなり。踏歌の舞人萬春樂を奏せしゆゑにまんしゆらくとはやすなり」とあり。年中故事要言に「春の初めに萬歳樂とて烏帽子。素袍を着て色々の祝言を歌ひ舞ふことあり云々。聖武天皇の御時には踏歌の宴には六位以下の人々琴を彈て歌つて曰く「アタラシキ年の始にカクシコソ。ツカヘマツラメ。萬代マデニ」」とあり。

マムダラ 曼陀羅。淨土實相の圖なり。推古天皇二十九年聖德太子薨したまふや。其妃橘大郎女哀悼にたへさせられず。天壽國曼陀羅圖の二帳をつくらせらる。天壽國とは極樂淨土にて太子のこゝに往生し給ひて。樂しくよろこばしくおはしますらん現象を觀奉りて。心をやらん慰くさにせむとの意にて。この繡帳をつくらせられしなり。この寶帳はもと長一丈六尺ばかり。横四五尺許なるが。今は竪三尺餘。横二尺餘に過ぎず。地は籠目紗(コメシャ)の紫地。及び薄綾の黃地なるに頗る珍奇なる繪樣を作り。堂宇。調度。人物。鬼形。草木。花鳥。獸虫など。いと細かに五色の糸もて繡ひとりたる精巧は。實に驚くべく。あやしむべき。諸の釆女の意匠手術たとへつべきものもあらぬまでに歎賞限りなし。中に就きて。龜形の甲中にこの繡帳をつくり出せる由來を漢字もてかきあらはしつゝ。其龜甲は帳中に百個をつくり。一甲に四字つゝ配置して。凡て四百字の明文なり。然るに現存する殘餘の文繡は。その彩色絲腐爛せしもの多く。下繪を觀てもあはれ精微を憶ひ起すこと少なからず。既に人物の面容など過半壞ひたるは。最も惜むべし。さて又由來の文字をぬひこみたる龜甲の大さ。一寸三分ばかりのものも。今は僅に四個のみ遺存すれども。其一個は字體剝落したり。由來の全文は上宮聖法法王帝說等に見ゆ。下繪は東漢末賢。高麗加西溢。漢奴加己利の三人にて。いづれも歸化人とす。寶帳はもと法隆寺藏なりしを。文永年間中宮寺にさづけられ。この殘闕尙同寺に傳へらる。又この繡帳のうつし新曼陀羅といふは。文永十一年より建治元年にわたり。信如尼の發願にて製作せしものなりと。これ等我國にて名ある曼陀羅なるべく。其他蓮の絲もて製せしものなどありて。皆な佛法歸依の深きに基くものとす。

マムヂユウ 饅頭は。いと古くより製せる所の食物なり。倭訓栞云。まむぢう。饅頭の音なり。頭をぢうとよむは。火頭をこぢう。塔頭をたつちうといふが如し。ちう反つなり。七十一番職人歌合に。砂糖饅頭。さいまむぢうと見えたり。さいは菜なるべし。唐饅頭あり。賀饅頭あり。又饅頭皮兒とも見えたり米まむぢうあり」と見ゆ。其創製並に名稱の事を梅園日記に事物紀原に。蜀の諸葛亮が孟獲を征しゝ時に。蠻神を祭らんとするに。蠻俗は人の頭を以て祭るならはしなりと。いふものありしかど。もちひずして。羊と家との肉を麵に包みて。人の頭にかたどりて祭れりとぞ。それより饅頭はゝじまりけるよしをいへり。同話錄にも此說あり。七修類藁には。もと蠻頭なるを饅頭と訛れりとすと。委しく藝苑日涉に記せり。按するに。此事又誠齋雜記。演義三國志。古今事物考などにも出て。誰もしれる故事なり。されとも誤なり。いかにとなれば。初學記に。盧諶祭法曰。春祠用二曼頭餠一(以上初學記)とあるを見るに。三國の時。蠻神を祭らんとて。造りそめたるものを。さしつぎの晉の祭に(盧諶は晉人なり。晉書に傳あり)。そなへん事は。あるまじくおもはる。又按に。漢の劉熙が釋名に。脂銜也。銜炙細密之肉。和以二薑椒鹽豉一。已乃以レ肉銜二裹其表一。而炙之也。と見えたり。是つゝむに。肉と麵とかはり。熱せしむるに。炙と蒸とのたがひはあれども。其製はまたく饅頭なり。されば此もの。諸葛氏より前にある事も亦明なり。蠻神を祭るに始らされば。人の頭にかたどりて。饅頭と名つけたりといひしも。ひがことなること論なし。今名義を考ふるに。曼は溫を覆ふ義ならん。明の趙宦光が說文長箋に。饅幕也。曼有二覆義一。故以レ曼とあり。頭は宴會なとの時。最初に出せる物の名にや。麵類を最初に出せる證は。宋の王闢之が。澠水燕談錄云。士大夫筵饌。率以二餺飥一。或在二水飯之前一。予近預二河中府蒲左丞會一。初坐即食二餺飥一。予驚問レ之。蒲笑曰。世謂二餺飥一爲二頭食一。宜レ爲二群品之先一可レ知矣。意其唐末五代。亂離之際。失二其次序一(また明の胡侍が眞珠船に。今人宴終。必薦二粉羹一。其來頗遠。遜齋

マムチ

間覽云。太祖内宴先令レ進レ粉。故名二頭食一。後人宴終方薦二此味一。蓋失二其次一耳)。これ麵を頭食といへり（清の王棠が知新錄に。近世點心亦名曰二頭腦一とあるも。麪類よりうつれるにや)。或人云。上に引る初學記の文に據れば。饅頭は專ら祭にのみ用ひて。宴席の食物ならねば。頭食の類とはいふまじくや。答ていはく。藝文類聚の束晳が餅賦に。若夫三春之初。陰陽交際。寒氣既消。溫不レ至レ熱。于レ時享宴。則曼頭宜レ設。とあるにて。宴席にも用ひたるを知へし」とあり。本邦に於て製し始めしは。倭事始に。むかし建仁寺の第二世龍山禪師入元す。時に林和靖が末裔林淨因と云ふもの。龍山の弟子となる。此人中華にてよく饅頭を製せり。暦應四年龍山歸朝す。この時林淨因も相從て來り。後に氏を改て鹽瀨と云。始南都に住してこれを作る。これを奈良饅頭と云。是日本にて饅頭の始也(鹽瀨家說)。此事瓦礫雜考にも引けり。さて饅頭を客に馳走するときの事を貞丈雜記云。舊記にまんぢうのすさい。むしむぎのすさいなどと云ふ事あり。古はまんぢうにても。何にてもさいをそへて出したる也。そのさいは醋にひたしたる物ゆへ。さいをすさいといふ也。醋はむれをすかす物故すさいをそへて出す也。尺素往來に。點心の菜は不レ要レ多矣。牛蒡。鷄冠苔。冬瓜。藕根。蘘荷。酸踏等の内三種計可レ設レ之。菜與二點心一匹レ數事は。號二元弘樣一。當世の物笑也と云々。點心とはまんぢうもち。むしむぎなどの類をすべて云也。そのすさいに。なま大こん。とさかのり。とうぐは。はすの根。みやうが。ふきなどに醋をかけて出すを云也。菜を點心ほどに多くもりて出すをは。元弘年中の風儀とてわらひ物にしたると也。三種計少出すべしと也。又まんぢうの。粉切物といふ事あり。ことはまんぢうくふ時。汁へ入る粉也。山椒のこ肉桂の粉。こしやうのこなどの類也。からしなども粉なり。きり物とは是も汁へ入るきざみ物也。柚の皮。みかんの皮。しその葉。たでの葉。みやうがの子などの類を。こまかに切りたる物故。きり物と云ふ也。昔はまんぢうにたれみその汁を添て出したる也。さうめん。むし麥。やうかんの類にも。汁をそゆる也。粉きり物もあり。又すり物と云も粉の事也。すりてこにするなり。また南嶺遺稿に本式饅頭といふを有。幷に三麪三羹の事。饅頭。素麪。蕎麪。まんぢうは汁を添て喰。蕎麪はかけて喰。素麪はつけて喰。羊羹。鼈羹。爐腸羹製は文字の通り也。右各〻喰やうあり。まんぢう振廻傳有。三人より多くは不レ成也。客につくと饗利饌出す。つるし柿。赤鰯。つるし柿なくは白豆腐也。鰯なくは梅干也。箸にて鰯一口喰。是は麪毒を消すゆゑ。其箸にてすぐに柿を喰也。鰯柿に青葉をしく。膳に箸なし。右の汁は吸斗なり。是を引とすぐに本膳を出す也。小笠原流なとに。十字といふは饅頭の事なりといふ。十字といふは總體蒸餅の事也。蒙求に十字ならずは不レ食と云々。能むして十文字に破るゝ故也。御室守覺法親王日記に。至て親切の興には先十字を出せと有。蒸物の團子の事也などあり。さて元祿のころ盛んに流行したる米饅頭の考を用捨箱にいふ。米饅頭は。およねといふ女の製しそめし故の名なり。又常の饅頭は。小麥の粉にてつくる。是は米にて製すれば。如此名づけしなるべしといへるが。先達の說なり。予又辨論あり。中昔の俗語に。遊女をよねといへば。【よね饅頭】とは。女郎饅頭といふ義にはあらずや。其故は野郎餅といふあり。人倫訓蒙圖彙(元祿三年印本)餅師大佛前に住して云々。佐々餅。鶉餅。野良餅等品々と見え。同頃のかぶきの讀本。傳受狂言の詞に。餅もいろ〳〵ござります。お好ならやらう餅もござります。又初音草咄大鑑(元祿十一年印本)さる所のもちや。野良餅といふあん餅を仕出しければ。珍らしき名ともてはやし。大ぶん賣れる。又木芽漬(元祿十六年刻)腹中もさびしきに。あたりを見れば。餅屋あり。是何餅と尋れば。看板にいつはりなき。四條川原の野良餅。是々めされ候へ。とありて。畫中にもやらう餅。あん餅。大坂屋と出し暖簾あり。又禿燒。艶虚無僧(年號欠元祿の末或寶永初の刻歟)。序に。姥が焙る餅をも禿燒といへば婀娜く。といふ事見えたり(禿燒は今もあり。禿菊の形したるは後年の製なるべし)。さて思ふによね饅頭といひて。當時は女郎饅頭と聞えしゆゑ。野良餅。禿燒はそれに對して名づけしなるべし。五ヶ津餘情男(元祿十五年印本)吉原の事をいふ條に。米饅頭すつきり買きりにして。とあるは遊女を總あげにしたる事にて。女郎まんぢうにあらざれば。此文きこえがたき歟。前にも記す如く。野良。禿。女郎。對の名ならんといふは。予が辨論なり。筆のついでに。米饅頭のふるく見えたる事をいふべし。寛文中江戸のはやり物をあつめし短歌に見えたるは。予がさきに著しゝ還魂紙料。けんどんの條に引たり。同頃の刻本酒餅論に。光る源氏のまんぢうは。あんのある大將にて我もちぐちにせいろうあげ。かたきおそしと待ち給ふ。金龍山にはあられども。もどりがひもたゞか米饅頭などあれば。寛文中より名高かりしなるへし。又國町の沙汰(延寶二年寫本)。木挽町山村座のかぶきの事をいふ條に。棧敷もそこ〳〵に終日の慰みとて。提重蒸籠の色〻に艶なるに。鹽瀨のまんぢう篠粽。金龍山の千代がせしよね饅頭。淺草木の下のおこし米。と並べていへり。千代とは鶴屋の女の名歟。又元の木あみ物語(延寶八年印本)に。まつち山。此山を金龍山とまうすよし。我都にて聞きおよぶ。よね饅頭の根元なり。いざたちよりてしやうくわんせんとて腰かけにたちやすらひて。かくこ

そとてよめる「としよりも又くふべきとおもひきや。命なりけりよれのまんぢう」。又吉原さんちや評判。胡桝頭巾(延寶八年)。さん茶本草飲食の部に。平野屋巴。燒めし。松葉屋いくよ。米まむぢう。菱屋しかの。のびうどん。是は遊女を食類に見たてし也(中畧)。洞房語園に云。金龍山松井何某は麓屋の元祖たり。中頃甘きを捨て酒に戯れ。頭巾も漢に乗とられ。漢又淺草餅の時世となるも殘念「今はむかしよれまんぢうも朽薄。一膳」。此草紙。元文三年の印本なり。當時は米まんぢうの家の絶たる事是にて明なり」とあり。また骨董集に。紫の一本(天和二年)に。聖天町にてよれまんぢうを商ふ根本は。鶴屋といふ菓子屋也「根本はふもとの鶴やうみぬらん。よれまんぢうはたまごなりけり。遺佚」。かゝれば。はやく天和の比は居店にて賣たるならん。江戸鹿子(貞享四年印本)。米饅頭屋淺草金龍山ふもとや同所鶴屋。とあり。江戸咄(先板は故郷歸江戸咄と題す。後に增補し元祿七年の本なり)。卷之五に。眞土山云々。爰の山の麓のよれまんぢうは。江戸中にかくれなき名物也云々。ひとゝせはやり小うたに。「金龍山迄同道しよもどりがひもじかよれまんぢう」。とうたふたり云々(當時よれまんぢうのおこなはれたるを見つべし)。其他洞房語園に饅頭賦或は詩歌俳句等あり。爰には畧す。猶テムジム參看すべし。

マムドウ 萬燈。京山の蜘蛛の糸卷追加の部に。天明前後の祭禮には。萬度と唱へて。七八寸の角柱のたけ九尺なるを眞とし。上には横板ありて。是にさまざまの飾り物をなす。正面には扇の形の額をうち。山王と大書し。町名を出だし。或は氏子中など書くもあり。是を手だめしに持ち步く。其力量にほこるを俠とす。此小なるを小萬度とて子供らに持たしむ。祭禮近なる夜中角物に土俵を結附け。かりに萬度としたるも。かの俠客ども萬度の稽古とて持ちありく。各町の手提灯おほかたは裸體にて。鉢卷緋ちりめんのふんとし。見る者群集をなして隨ひありく。子供等も又是に傚ふ。天明中の風俗なり。扨天明五六年の頃と覺ゆ。京橋弓町より藤棚の大萬度出でゝ。町の木戸口に障りて。横になして通る程の物なり。此祭禮の時(山王なり)。警固の棒引足輕と口論して。雙方入牢の者ありしに。長州の足輕七八人入牢の中にて一人剛氣の者ありて。三日牢扶持を喰はず。牢役尋ねければ。我は主君ありて扶持を預る身なり。たとひ餓死するとも他人の飯は喰はずと云ひければ。長州の役人つたへ聞きて。吟味中入牢の足輕どもの。三度の食を牢内に贈りしに。吟味つまりて弓町の者三人遠島。其餘一件の者御咎ありて。足輕どもは無事に濟みぬ。飯を食はざりし足輕は。長州家中にて三王五郎兵衛と異名せられ。祿もましけるとぞ。弘化三丙午年。件の一件より五十餘年經て。再び傳馬町より。山王祭禮にはかならず出づる。神祖御手帳の獅子と唱ふる持夫の者(町鳶の者)と。かの棒引と口論打ち合ありて。雙方入牢ありしに。長州先例に依りて。入牢足輕(八人と聞く)へ。三度の食を給ひしとぞ。(吟味百日計りにして。木挽町の鳶の者傳馬町にやとはれ。此口論發頭人とて流罪。足輕どもは追放。内々長州へかゝへさる)。長州侯より御願にて棒引警固相止む。山王へ金子にて奉納あるとの風聞なり(同年正月廿五日記)。と見えたり。萬燈の形。其後追々變り。今日に見る所のものには。大方四角なる大行燈にして。其表に山王とか。氏子中とか。町内若者とか書き出だし。中に燭を點ず。祭禮ごとに大小の萬燈擔ひあるかれ。殊に其の小さき方にして。子供に多く持て囃さるゝもの多きも。陰祭などに之を擔ひ廻して。祭の形を濟ますことなど多し。是れ其價の少くして。容易に造り得らるゝにも依るべく。彼の天明の頃の如く。之を擔ひて力量を誇るなどの事は。全く絶へたるものと謂つて可なるべし。祭禮の外神佛講中抔が。會式開帳に大萬燈を擔ひ出づるをあり。其燈の表面には。種々其宗師に緣める言を記るすものあり。例せば。日蓮宗會式の時に。一天四海皆歸妙法と大書するが如し。又萬燈にて喧嘩すること。江戸にてもする事なるが。陸奧の弘前近傍にては殊に甚しく。七月七夕に星祭とて。美しき大なる萬燈を作る。竹を編み。木を組み。家の形。舟の形。鳥獸虫魚種々の形に作りて彩色を施し。各町其の巧を競ふ。蓋し乞巧奠の遺意なるべし。之を子ブタと云ふ。其の祭を子ブタ祭といふ。文字意義等詳ならず。各町の若き者。當日の二日程も前より。夜に入れば。各々五采の紙を綾に切りて。笠に付けたるを被り。美しき襦袢を被。赤き襷を掛け。彼の萬燈を押立拍子もなく。鉦太鼓を打鳴らし。各町を練り步き。知人の前に至れば。萬燈を卸して蠟燭を乞ひて去る。他所にては是のみなるが。弘前にては。當日は若者は上町と下町と組を分け。喧嘩を爲す。刄物は用ゐざれども。石を飛ばし。棒を揮ひ。家根に登り。軒下に匿れ。或は突貫して。互に敵の萬燈を襲ひて。之を破り。之を奪ふを譽とす。毎年死傷の數多し。蓋し藩政の頃武を練るの資となしたりと云ふ。明治以後縣廳より之を禁すれども改めず。死傷者ありても訴へざること昔に替らず。警察官吏の爭鬪を停めんとする者。却て傷を被るに至ると云へり。

マムドコロ 政所 政所は。中古より起れる稱なり。もと政府を汎稱せしものなりしが。鎌倉幕府の時より。室町幕府の頃までは。天下の裁制を司る官衙を指して。政所と稱せり。德川幕府に至りては。此の稱を用ひさりき。和訓栞云。まんどころ。

源氏に。まどころとも見ゆ。凡て萬事の御用を司る故に政所と書り。廳をいふ也。賴朝の近衞上將たるに及て。公文所を改て政所とす。廣元政所の別當に補す。又令あり。寄人あり。今の評定所也といへり。」攝關の室を稱するは。【北の政所】を略稱する也。鳥羽院の時。源麗子を。時人京極大政所と稱せり。四國にて庄屋を稱し。大庄屋を大政所といへり。袋草紙に。楠葉の御紋の政所と見ゆ。政所橋は鎌倉にあり。一名裁許橋といふ。」貞丈雜記云。政所と云は。東殿中の政事をつかさとる役也。管領畠山左衞門督の弟畠山式部少輔と。伊勢守と。兩人此役を勤めたり。伊勢守は代々政所なり。殿中諸奉行。諸役人の惣司にて。殿中の諸事。諸法度。禮儀作法等の事。大小事によらす。政所の指圖也。政所代は蜷川新右衞門尉。政所開闔は布施下野守也。政所は頭也。政所代は助也。手つたへをする也。開闔は肝煎せわやき也。しまり役也。」政所は公事訴訟を取さばく所也。奉行評定衆有之。」【政所の職制】は。武家職官攷云。政所別當。政所令。政所案主。政所知家事。政所別當。即公文所別當也。」初公文所所レ下文書。或私稱二政所一(吾妻鏡)。而未レ有二定稱一。建久元年。鎌倉公兼二任右近衞大將一。於レ是府中諸事。倣二搢紳家之制一。其明年春。改二公文所一爲二政所一。以二中原廣元一爲二其別當一(稱二執權職一)。藤原行政爲レ令。藤井俊長爲二案主一。中原光家爲二知家事一。皆連二署下文一。以爲二公裁之證一。而別當令爲二其長官次官一。自二號令賞罰一。至二財用諸事一。無レ不二統攝一也。案主知家事。則爲二其下曹一。階級卑賤。又無二權勢一。特以二政府職員一。亦與連署云。」其後源邦業。加二補別當一。不レ久而罷。廣元以下逮二治禮一便中習文事上。常在二此職一(吾妻鏡。帝王編年記。不レ載三邦業爲二別當一。以二其在レ職不一レ久也。又吾妻鏡所レ載。建久三年六月下文連署。有二散位中原某一。島津文書八年十二月下文。有二散位藤原某一。是蓋指二前掃部頭親能一。親能初稱二中原氏一。後改二藤原一。與二廣元一共參二政務一。爲二京都守護一者。是以臨時連署。而非レ爲二別當一也)。建仁中將軍實朝繼レ職之初。北條時政以二外戚一。補二此職一。班二廣元之上一。於レ是政柄一歸二北條氏一(初時政常參二機務一。然以未レ爲二別當一。不レ連二署下文一。至レ是在二連署之上一也。將軍次第。將軍執權次第諸書。記三治承四年時政爲二執權一者。以下雖レ不レ爲二別當一其把中權柄上故也)。元久中。時政老。子義時爲二執權一。補二別當一。建保初。義時罷。廣元獨當レ職。六年廣元以レ疾罷。義時復爲二別當一(廣元疾愈。又掌二庶政一。然連署則不レ與焉。蓋以二其剃髮一也)。義時卒。子泰時爲二執權一。叔父時房爲二連署一。共統二庶政一。至レ是不三復補二別當一。惟及レ署二下文一。則執權連署。並稱二別當一。而平日無二其稱一(政所創置。數年之際。別當令等諸職。爲二平日定稱一。吾妻鏡所レ記可レ證。其後制度漸變。至三其職名特存二下文上一。故帝王編年記。時政義時注爲二別當一。泰時以下則否。又關東評定傳。不レ載二別當令等職名一。蓋政所職名。下文體裁。皆倣二搢紳家之儀一。固武家所レ不二慣稱一。是以平日稱二後見加判連判奉行人等一。沿習之久。終至丁不レ補二其職一而權丙稱之於乙下文甲。故評定衆亦稱二別當一。又吾妻鏡記三北條重時爲二將軍家別當連署一。是亦依二下文之稱一記レ之耳。非レ有二定稱一也)。時房卒。泰時獨署二下文一。仁治末。以二評定衆一同二執權一加二連署之班一。皆稱二別當一(時評定衆皆署。惟法體之人。則雖下攝二政所執事一者上不レ得レ署)。蓋以二泰時老病一。事皆決レ于二評定衆一也。泰時卒。孫經時嗣。以二其年少一。評定衆連署如レ故。經時夭。時賴嗣。北條重時補二連署一。共執レ政。於レ是下文體裁復レ舊。署二執權連署一。不レ署二評定衆一。爾後一定不レ變(吾妻鏡。及諸家文書。可レ證)」。令下藤原行政(稱二二階堂一)。以二政所執事一攝中此。後數年不レ改。建久末。武藤賴平。間充二此職一。署二下文一(時行政仍與二政事一。而以二賴平一充レ令。蓋以二行政偶有一レ病乎。不レ然臨時所レ定。今不レ可レ詳)。其後臨時。以二評定衆及奉行人一員一充二此職一連署。至レ是其名特存二下文一。猶二別當一也。建長之後。常以二引付衆一爲二假令一。」案主知家事。藤井。中原二氏補レ之。及三泰時爲二執權一。以二菅野。淸原二氏一代レ之。後世襲焉(淸原氏蓋建治之際失二其職一。故其後下文。書二知家事之職名一。而闕二其人一。)」至二室町氏一。無二政所下文之制一。是以諸職隨廢。政所執事。同二別當一奉二行庶政一。凡政府密議。無レ不二與聞一。又掌レ供二給財用一。爲二權要重職一(今世執政兼二勝手方一者。即此職掌也)。執權連署外。以二此職一爲二文官長一。鎌倉府草創之際。以二二階堂行政一始補レ之。後常以下其族爲二評定引付兩衆一者上補レ此(建武中。鎭守府置二此職一。亦以三二階堂氏一補焉)」。室町初。沿二鎌倉之制一。以二二階堂氏一補二此職一。康曆元年。伊勢貞繼代三二階堂行照一補レ此(花營三代記)。爾後伊勢氏世襲焉。政所執事代。鎌倉不レ聞レ有二此定稱一。惟臨二大義一。執事有レ故。不レ得レ供二其職一。則以二其子弟一爲二代官一。即此職掌也(吾妻鏡。執事剃髮。則不レ與二大儀一。必用二代官一。鹿苑院殿御元服記云。御評定始。法體出仕斟酌。是其一證也。)」至二室町寶筐公一。始定二置此職一。凡執事管二經濟要務一。此職則總二攝幕府諸儀一。自有二內外之別一。而後年執事稍荒二怠其職一。是以此職亦與二內務一。管二領出納一。故又稱二政所開闔一(細川家書札抄)。【政所代】爲二伊勢氏被管蜷川氏之世職一。初伊勢氏並爲二政所執事一。以二其公事繁劇一。用二蜷川氏一爲二代官一。執二行局務一。後以爲二定例一。其子孫常受二執事之命一任二此職一。猶三侍所置二所司代一也(侍所。四職家更補任。故所司代亦舉二用各家々令一。政所則爲二伊勢氏世職一。故代官亦世襲焉。)」此職本所二私設一。故班秩卑賤。然以レ行二執事之職務一。權勢比二執事一云。政所寄人。直二政所一奉二行公事一者。即公文所寄人也。」鎌倉氏改二公文所一爲二政所一。以下寄人

有二才幹一者上補二執事一。自餘依レ舊爲二其寄人一。及レ置二評定引付兩衆一。以二寄人之宿老﨟一補レ之。而其年少及門地之下者。仍以二寄人一副二引付一。共參二庶務一（吾妻鏡）。又或稱二此職一爲二政所公人一。猶レ謂二政所衆一也（太田康有記。公人猶二今世所レ謂御人御家人一。故室町稱二政所下部一爲二公人一。固無二階級之別一也。且寄人本非二確定職名一。是以隨レ時或異二其稱一。）」至二室町氏一。間總二稱引付衆及此職一爲二寄人一（又總稱爲二右筆衆奉行人一。事詳二引付衆條一。）蓋此職爲二引付衆之副一。是以局中總二稱之一。而固有二階級之差一。凡寄人未レ爲二引付一者。不レ得レ參二恩賞方一。評定始。沙汰始之日。不レ許二而奏一。故稱二御前未參衆一（雖三既爲二引付一。未レ補二恩賞方一。則猶爲二未參衆一。然爲二引付一數年。例必參二恩賞方一。）又內評定始之日。孔子奏事著到籤著到諸職。寄人所レ掌。而引付衆所レ不レ管也（政所內評定記錄）。且寄人進退。係レ于二政所執事之命一。至二引付衆一。則執事不レ得レ指二揮之一。其等差如レ此。政所下部。供二局中賤役一者。政所庶務所レ歸。煩劇殊甚。故置二此職一。更番宿直。以給二雜事奔走之役一。至二室町氏一。稱二之公人一。其居二卑賤一。而食二公家之祿一。故以別二私人一也（鎌倉無二此稱一。室町或又稱二下部一。固非レ有二定稱一也。）」以上擧る所にて。近古政所と稱せし事實を知るへし。

マメザウ　豆藏は。竪物（重き物長き物抔を手さはよく立てる事）。輕業。受重身。手品抔をなす者の總稱なり。和漢三才圖會に云。按貞享元祿の比。有二乞士一名二豆藏一。立二于市衢一。每捧二重物一。而貫レ錢焉。令二レ見登二梯。嚙二楊枝一立二其梯子楊枝端一。起居行止任レ意。兒亦以爲レ常不レ怖。或川二長鎗一倒立。中二鋒於鼻尖一而行。或用二桿心一條一。立二于鼻尖一。而桿心不二頗仆一。蓋輕重懸隔共奇異。然練磨耳。又有レ人截二重於腹背一。或置二大臼於腹上一。仰臥以レ杵擣レ之。或置二凳於腹上一。二人登レ之躍。蓋此出二於體術一。俗謂二之受重躬一之類乎。と云へり。

マモリフダ　守札は。神官僧侶か加持祈禱をこめたるものにて。これに木札紙札等ありて。或は之を門戶に貼し。又或は兒童の帶に帶ばしむるなり。熊野の牛王（ゴワウ參看）。能勢の黑札。角大師の像（ウエノコウエム參看）。地䱷鮒の虫除。淸正公の勝守。水天宮の水難除。三峯山のお犬。帝釋天の像等廣く行はる。嬉遊笑覽云。護身は後撰集にまもり返し遣すといふ歌あり。又東鑑に往々みえたり。此かけ守は胸にかくるなり。其體後三年合戰畫なとを初め。古畫に多く見ゆ。遊女もかけたり。簾中舊記御中﨟役者なり物二つ。小袖はかまむれのまもり御かけ候てきれをめし候。大上﨟はゑぬひものをめし候て。むれのまもり御かけ候て。御袴めし候云々とあり。今俗にも婚禮の時よめのえりに愛敬の守りとてかくる儀あり。古は常に胸にかけしなり。愛敬むかしは轉倒して敬愛といひしとみえて。沙石集（八）ある僧愛染の法に付て敬愛の秘法を習ふ條。眞言敬愛の法と申も。佛法の眞實を習ひ。本覺に冥する心地をひらく敬愛と習ひ侍り云々。然に世間の人思ひ合へる男女の中らひ。思ひあへるばかりを敬愛なんと思ひならはし侍。それも眞實の佛の敬愛の德用。何れにも渡る事は餘薰にてこそ侍れ。次でに云。もと小兒の守りは。今いふぎをん守りの如く鈴を付たり。懷子集（九）「鈴虫や小萩か花の紐守り。（一正）」。さるべき人の子乳母などの付添ひたるは。さしかくる傘に符護を付たり。」又云。「神舞太夫元祿年中より大黑の像。竈神靑襖像。繪馬。都合三枚の札支配下の者共。在々に配申候。いまだ御當地には相配不申候。竈神靑襖札壹枚宛。江戶御町中相對を以年々正五九月私方より相配申度。元文二年巳八月十八日奉願候處。其通被仰付。夫より年々配來巡行仕候。兩人之者共老衰仕。寶曆年中より江戶御町中巡行仕候儀中絕仕候由。乍然蒙御免候儀に御座候間。淺草御町中年々巡行仕札相配申候。何卒先規之通。正五九月江戶御町中私爲名代。淺野丈之進。八坂主水と申者巡行爲仕。竈神靑襖札相對を以。相配申度段。天明八申年十二月晦日。先々八太夫奉願候處。翌寬政元年酉二月十八日。願之通被仰付。是迄。正五九月前月御月番樣へ御屆申上。札配巡行仕來候處。御町中御觸被仰付被下置候より。十八ヶ年餘に相成候故。町方。町役之者追々相替り御觸之樣子不相辨。勸化之樣に相心得候者もまゝ御座候間。依之。札配巡行不行屆難澁仕候。且又。名代之者老衰仕候に付。遠藤帶刀邑津織部を私爲名代。札配巡行仕度奉存候。何卒先々之通。差支無御座候樣。御町觸被仰付被下置候樣奉願上候云々。文化四丁卯年十月四日。寺社方へ出したる願書之略なり。其札は（出世開運大吉利市）。火除守竈神火除神秘靑襖御札（習合神道神事舞太夫頭田村八太夫）。按るに。靑襖はあをぶすまにあらず。あすはとよむへし。古事記。大年神の御子に阿須波神あり。萬葉集（二十）。爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之とも見えたり。庭に竈神と共に祭りし神なり。」神佛の守札といふものは。藝人竝に職人などは。殊に尊信して措さるものなり。明治四年七月。大小神社の氏子の定め。ことごとく札守を渡すへき旨を令せられしが、同六年。氏子調のことを中止し。札守渡方も共に廢しの姿となれり。十五年十月。內務省乙第五十五號を以て。守札御影の類は其神社寺院の外發行するを禁ず。十九年十二月。警視廳訓令を以て。神佛に關する教會。講社等より神符佛影等を配付し。勸財するを禁す。

マユズミ　黛をひくをは。既に上古よりの風俗なりと見えて。古事記應神

天皇。丸邇之比布禮能意美之女。宮主矢河枝比賣の家に至りて。詠み給へる御歌の中に。和邇佐迦能邇袁。波都邇波。波阿阿可良氣美。志波邇波。邇具漏岐由惠。美都具理能。曾能那迦都邇袁。加夫都久。麻肥邇波阿氐受。麻用賀岐。許邇加岐多禮。阿波志斯袁美那云々。傳云。丸邇坂之土をなり。書紀其御卷に。和珥武鐰坂とあるも是なり。邇は土の總名にて。青土を青丹（丹は借字にて土なり）。赤土を赭。赤丹（丹もと赤土より出たる名なり。されば赤色を丹と云は末なり）。白土。埴。又八百丹などいへり。さて處は多かるに。丸邇坂としもよみ賜へるは。當昔黛に好き土の。殊に此地より出しなるべし（又此孃子丸邇氏の女なれば。其由をもおもほしてにや）。橘守部曰。傳などの趣に。古ぐ坂を佐とのみ云ふ由ありなといへるは。わろし。こゝは迦の字落たるに决ければ補ひつ。波都邇波は。初土者にて掘初る上方にある土なり。波陀阿可良氣美は。膚赤らけみなり。波陀とは上方の土は。土の膚なれば云。さて赤らけきは眞赤なるには非ず。いさゝか赤ばみたるをも。黃はみたるをも云て。此は眉畫の料に採土なれば。青黑き土なるがいさゝか赤はみたるなり。志波邇波は。底なる土はと云ことにて。志波とは物の終を云と聞えたり。年の終の月を志波須と云て極月と書これ其例なり。邇具漏岐由惠。守部曰。丹黑なり。是まで四月は初土の赤らけきも。終土の丹黑きも。黛によろしからさるゆゑに取さる由なり。麻用賀岐は。守部曰。眉畫なり。古は眉某と下へ連て言のあるときは。多く麻用と云へり。書紀仲哀御卷に。美女之睩。此云二麻用弭枳一。萬葉五に。惠麻比麻欲畏伎なとの如し。さて字鏡に黛。青黑色也。婦人餝レ眉黑色なり。萬與加支と見え。和名抄には。說文云。眉目上毛也。和名萬由。また說文云。黛畫レ眉墨也。和名萬由須美なとあり。傳に。次の句の「こに」の二言を。此句につけて。麻用賀岐許爾をと句とせるはわろし。許爾加岐多禮は。濃に畫垂なり。畫とは黛を以て。眉を餝り造れるを云。垂とは眉の形は。三日月などの如く。細く曲りて端の垂たる故にいふ。」古のは眉の薄きを淡く引きたるに止り。後世の如く本の眉を剃りて墨にて引きけるにてはなかるべし。（ゲムブク。カチの條を參看すべし）。また嬉遊笑覽に。眉作るをなひ。秋草に。日本紀仲哀天皇八年秋ヵ月云々。愈玆國而有二寶國一譬如二美女之睩一有二向津國一（睩此云麻用弭枳）と見えたり。まよひきは眉引なり。新羅國をほめて。美女の眉引にたとへたるなり。眉引はまゆすみ引て眉を作るをいふなり。仲哀天皇の御時。既に此譬をあれば。其始は猶前代よりの事なるべし。萬葉六）。大伴家持初月歌「振仰而若月見者一日見之。人之眉引所念可聞」とみえたりといへり。按るに。睩は。宋玉が招魂賦に。蛾眉曼睩とあり。眉引は眉を畫くとにはあらず。寶國などいへるは。新羅をほめたるなれど。眉引は遙に見えたる狀をいふのみ。ほめたるにあらず。初月のとき眉を。美女の眉引といふにて。引とはおのづから引たるなり。穴もし畫きたるならば。美女にはよるべからず。今俗には引眉などいへど。古はかくとこそいへ。引とはいはず（引といふは畫くにあらず）。新撰字鏡に。黛婦人飾レ眉黑色也。萬與加支とあり。眉を畫くはもとの眉を。鑷子にて拔さりて（今はみな剃るとなれど。古くは拔ものと見えたり）。畫くにて。こはいと後の風俗なり。漢劉熙釋名曰。黛代也。滅二去眉毛一以レ代二其處一也とも見えて。かしこには久しき事としらる。唐書車服志に。文宗即位して詔を下す內に。禁二高髻一儉粧去レ眉開レ額と見えたり。こゝには唐より倣へるなるべし」とあり。貞丈雜記に。横眉もゝ眉の事。光源院殿御元服記云。御髮亂さるゝ御眉はもゝまゆ（元服以前也）也。御烏帽子召されて。横眉也云々。横眉は俗に是を天井眉と云。頭こく。末うすく匂はせたり。餘り目の方へ出過たるもあしく。又あまり引入て髮の中へ入たるも惡し。もゝ眉と云は。詳に知れざれ共。考て記に。もゝまゆは茫々眉と云事を。もふ〳〵眉と唱て。それをもゝ眉と云違たるにや。併茫々眉は。自身の眉毛の中へ。細くすみにて心をさし入る事也。額に別に作るに非す。又按するに。もゝ眉は。桃の實の樣に。二つ額に置事歟。」女眉凶事の時拭事。大永六年五月。二水記云。後柏原院崩御條。眉之事。崩御之後。親王御方令揮事。此事先例如何。明應之度事。女中皆失念云々。今度先被レ拭二親王一。渡御之日有二御眉渡一。御倚廬之後又被レ拭レ之。還御本殿之時同レ之。諒闇中無二御眉一云々。女中眉終不レ拭レ之。崩御之後。皆以二淡黛一也。若二殿上人一同之云々。按。男女共に崩御之時は。眉を落す事と見ゆ。今世女は凶事の時は。眉にしんを入れずと云も。是より出し事なるべし。室町家にも公家の故實を川ひられ給し故。舊記に凶事の時。女の眉落す事見えざれとも。左も有べき故實也。眉にしんを入れずと云事は。舊記に見及ばす。又嬉遊笑覽に。邊鄙には今も眉をそらざる處。長崎平戶。近江の君が畑。奧の柳川伊勢の曽辨の邊。一村の婦人眉をそらず。齒を染ずといへり。其外猶あるへし。蝦夷は元より然り。是を田舍には容飾をせざる故といふ可らず。風俗は容をみがくにはよらじ。隨尻に。長崎の婦人は。男の如く眉毛を生し。常とす。年老たる女房の顏をかし。平戶も同じさまなりしが。近年國より令して。領內の女眉を剃侍るとて。めづらかなるやうにいへるよし云々と見えたり。されど今も老女など剃らで居るも有とか。是もやう〳〵に改るにやあらむ。眉にシンと云は心字なるべし。黛をいふ。女

マユス

重寶記に。眉にしんをいるゝと。霞の中に弓張月のほの〴〵出たるが如く引給ふべし(後世は引くといへり)。安齋是によりて古言を誤り解けり)。凡そ眉にいろ〳〵の名あり。鶯眉。みか月眉。わすれ眉。かすみ眉。大かた眉。きしたて眉。是は幼き人につくる眉なり。から眉。眉は年たけたる人の作る眉なり。いづれも眉は左より作りはじむるものなり。右より作る可らずなど見えたり。又【きは墨】ば髪際に塗るなり。重寶記に。きは墨はなるほど薄々とあり。又是をおきすみともいへり」と見ゆ。又德川氏の頃の幕府の大奥及び諸侯の夫人も眉を點じたり。其の風千代田の大奥に載せたり。云く。式日には御臺所を始め。お目見え以上殘らず。及びお三の間とも。置き眉をなすなり。置き眉に。ぼう〳〵眉。鶯眉。三ヶ月眉。本眉。天上眉。雲分眉の種類あり。各〻其の形によつて名を附したるべけれど。照德院殿の代には。ぼう〳〵眉と三ヶ月眉とのみにて。他は之れありとしも覺えずと聞く。」眉を置くには。先づ白際といふを作り。次に其の下に捏墨を塗るなり。白際とは額と地眉との間の中央少し上りたる處へ。京お白粉にて∨形に曲線を引くものにて。此の曲線を作るには。墨際と云ふ象牙造りの篦の。小口の長さ六分計りなるものに。お白粉を附け。之れを二線相合する中點(左圖のイに當り。髪より同距離を有す)より其の一方へ推し當て。圖の如く少し斜め(尻上り)に。白線を印し。再び其の尻より同方向に篦を當てゝ白線を繼ぎ延ばして。詰り一寸二分計り一の直線を描き。他の一線も右の如くにして作る。白際をば眉の上邊を一層際立ちて黑く見する爲めに作らるゝなり。

白際已に成りて後ち。捏墨とて。」露草(螢草)の花の黑燒。金粉。油煙。胡麻油を混ぜて練りし墨を置くなり。置き方は。先づ白際の線下に沿ひ。線(二線の中其の一方をいふ)の央ば頃より線の盡くる處迄かけて。捏墨を濃く塗り。次第に白際を遠ざかるに從ひて薄くし。終にボカシとなす。ボカシは。指にてするなり。眉を置きて後。一應白際を直す。」ぼう〳〵眉の形ちは。譬へば半月の形ち少しく不整なるものなり。眉頭は少しく尖りて圓く。眉尻は稍に圓し。上部は白際に逢ふて缺けたり。三ヶ月眉はぼう〳〵眉に比すれば。形ち少しく狹くして長く。且つ眉頭。眉尻とも同樣に尖りて圓し。上邊は白際に接す。」ぼう〳〵眉。三ヶ月眉は。其の人の好みによりて。何れにても置くなり。

ロ　イ　ロ

圖中イの曲線は白際なり
ロは置眉なり

眉を置くものは。御臺所以下お三の間に至る迄なれど。其の間役向きによりて。是れならではならぬといふ定めあるとなし。唯だぼう〳〵眉は品好きを以て勝ち。三ヶ月眉は。粋を以て勝つよしにて。品を尊むものはぼうぼう眉を置き。粋を好むものは。三ヶ月眉を擇ぶなり。但し三ヶ月眉は。少しくイカツク見ゆるとなり。又た年若き者は。眉を大きくし。長けたるは小さくする例なりとぞ。此の外。鶯眉。本眉。天上眉。雲分眉等畧す。」元服前の奥女中には置眉なし。白際のみなり。左れば白際にするはお小姓及びお三の間見習なり。」長局の中には。置き眉を三日の間存し置くといふ例あり。尤も奥女中は毎日入浴する故に。其の都度剝げ落ちて例に違ふを恐れ。先づ浴を取る以前に。顏を已が部屋の壁に推し當て。眉形を之れに寫し置く。是れは眞の眞似事にて。其の眉の壁に移ると否とに構なしとなり」とあり。點眉維新以後。武家は勿論。公方も點眉涅齒に及ばざる旨を達せられたるに付き。點眉する者なく。尋で明治三年二月五日。公家の點眉涅齒を禁せられたり。故に女子に於ても黛を點する者なく。宮中に於ても明治二十四五年頃より廢せられたり。但民間にては。人の妻たる者はみな眉を剃て。俗に元服と云ひしが。近ごろは西洋婦人の眉毛剃らざるに倣ひ。自然眉毛を剃らざる風俗とはなれり。猶カ子の條參看すべし。

ぼう〳〵眉の圖

三ヶ月眉の圖

マラツカ　滿剌加。昔しマロカと云ひ。馬剌加とも書す。西洋紀聞に云く。暹羅に屬して未だ國と稱せず。此地元葡萄牙人の據る所。今は和蘭人に屬すと云ふ。慶長十七年二月。和蘭人奉れる書に。當時カステイリヤ人(西班牙)と。マロカに戰ふ事を載せたり。然らば此地もとカステイリヤ人の據りし所を。和蘭人戰ひ逐ふて自ら之に據りしと見えたり」とあり。德川家康。外國貿易を利とし。我富豪の商人に許して。外國に渡航せしむ。之を朱印船と稱す。德川實記に掲げたる異國渡船朱帳に。滿剌加の國名あり。以て當時專ら通商せし國々の一なりしを知るべし。

マリ　鞠は。一翫具にして。蹴鞠。手鞠の別あり。和漢三才圖會に云く。「按日本紀。皇極天皇時。蹴鞠始渡ニ于日本一。然女帝不レ翫レ之。文武天皇。大寳元年。始有ニ蹴鞠一。後鳥羽院賞レ之。最殊勝也。飛鳥井中將雅經亦秀逸也。奉レ表ニ自此時一鞠會始也。將軍家源頼家翫レ之。最精巧。相傳侍從大納言成通卿甚秀逸也。一日有ニ異人三人來一。人面猿身如ニ三四歳小兒一。有ニ問答ニ云。鞠性靈也。各額有ニ金字一。曰ニ春楊花一。曰ニ夏安林一。曰ニ秋園一。常棲ニ柳林一。而好遊ニ蹴鞠之場一。以降須レ爲ニ守護神一而去焉。今蹴鞠之場所ニ相呼一。詞曰ニ夜化安利遠宇ニ者乃彼額之銘也。今所謂鞠神號ニ精大明神一是也。以ニ癸申日一祭レ之。其社祠即成道卿舊跡也(中御門西洞院)。飛鳥井家世以爲ニ蹴鞠師祖一。庶流分稱ニ難波家一。學レ之者裝束袴等有ニ階級一。得ニ三二家免許一著レ之。加茂社家松下兵部卿自稱ニ一流一鳴ニ于世一」と見ゆ。しかれとも。日本紀。皇極三年に曰。中臣鎌子連。偶預ニ中大兄於法興寺槻樹之下打毬之侶一とっ大寳よりは五十年はかり以前のことも也。しかれは皇極の比よりすてにはしまるとみえたり。」さて此技。中世盛に行はれし狀況は。閑田耕筆云。蹴鞠の技っむかしは若き人の戯にてありしにや。狹衣の物語に。人々まり弄ふ所にっ大將やゝもせは。下りたちぬべき心地す。今少しわかくはなどやうに。のたまへるも。また二十ばかりにやと。みゆるさまなれども。官位やゝ高ければ。おとなしやかにもてしづめ給ふと見ゆ。源氏若菜卷も。趣同じ。もろこしの打毬も。少年行の態なり。彼物がたりどもは。實事にあらざれとも。其代の趣をもてかければ。かゝる證には取へし。さるに。成道大納言。此技に妙有し聞えあり。雅經卿もまた。いたくすきてっつひに是をもて家をなし給ふ。爲家卿も若き時。これにふけられしを。定家卿諫給ふとは。明月記にみゆ。されど。後にも弄び給ふよし也。時代につれて。技藝のふりもかはり行成べし。今は。凡下のものまても。其技の裝束に次第あり。僧形も亦其裝束あり。嚴重の事に成たり。たゞし地下なん衣裝は。美麗にて。官服にかよひながら。頭はかふむりものなく。はだかなるは。人魚のごとしと。あるものは戯れぬるに。近き頃はゑぼうしの制もいてきたり。是も文華の世なれば也かし。」鞠場の植物宗匠家は。四本松なへては。松。柳。櫻。楓等。皆二股のものを植う。或は免許によりて。二本松。三本松の次第も有とかや。むかしは是も法なかりし成べし。源氏に見ゆるも。櫻の木陰也。新古今集にも。雅經卿の云書に。「最勝寺のさくらは。まりのかゝりにて久しく成にしを。其木年ふりて。風にたふれたるより聞侍しかは。おのこどもに仰せて。こと木を其あとにうつし植させし時。まかりて見侍ければ。あまたの年々暮にし春まて。立馴けるとなど。思ひ出てよみ侍ける「馴〳〵て見しは名殘の春そとも。なとしら川の花の下かけ」と有。柳も又まりに詠合せたるとめつらしからず。又雜木を植る證も有とやらん。其道の人は委しく知るへし。蹴鞠の技の立合に。人には蹴よき樣にして渡し。蹴にくき所をとりてあつかふなど。萬の心ばへかゝらましかばと思はるゝを。其技にのみとゞまりて。他の交にうつすべきとともしらぬは念なし。されとも。さすがに勝負を爭ひ。われよく人あしかれとおもふ態には似ず。たゞし此技日毎に半日を費し。はりありの癖に。暮をまつはおしむべし。」嬉遊笑覽云。詞八街にっ古事記(上卷)蹶散云々。和名抄に。蹴鞠(末利古由)とあり。同し詞なるを。かくいひては。一行の下段の活にて假名も異なり。此ころはやく誤りたるにやといへり。史記正義。蹴鞠今之打毬也と見えたれども。打毬は擊鞠と同くて。蹴鞠とは異なり。されば。和名抄にも。打毬は別に擧てまりうちと訓り。蹴鞠は唐の代に專ら行はれて。穆宗ことに是を好み。これによりて疾を得たるを。史にみえたり。源氏(螢)花鳥餘情云。五月六日。武德殿の騎射はてゝ。唐人の裝束にて馬に乘て。毬子を走らしむるを打毬といふ。其時奏する樂を打毬樂といふなり。」酉陽雜俎に。建中初。有ニ河北軍將姓夏者一。彎ニ弓數百斤一。嘗於ニ毬場中一累ニ錢十餘一。走レ馬以擊レ鞠。杖擊一擊。一錢飛起六七丈。其妙如レ此。蹴鞠は專ら堂上の藝となりて。碁局の戯なとには。遙に勝れたるものゝとくにはあれど。漢土にはもとよりさる事にはあらす。和名抄。雜藝類に收めたるが如し。鎌倉將軍よりこなた。足利家の時よりぞ重んせられて。歌と鞠とを。兩道に稱するに至れりと云。」名物考に。鞠のかゝりに植る木の事。尺素往來に。櫻(艮)。柳(巽)。楓(坤)。

三丈六尺
南
一丈八尺
一丈八尺
東　西
北
櫻　柳　松　楓

武家雛形に云く。鞠懸り高さ一丈五尺。入口高さ五尺九寸。くゝり入る樣に作る。四本懸りの植木の高さ七尺か九尺。太さ四寸二分まはり。枝は地より二尺上りてよし。枝數五つなり。又二股の松ばかりも植ると申なり」とあり。鞠懸りは塀にて圍み。腰より上は横に十二本の棧を打ち。腰より下は竪に七本の棧を打つ。腰以下にくゞり口を付る。圖中の黑點は柱にて四方各〻八本あるなり。

松(乾)とあれと。東常緣聞書。寶德二年三月。於御所御詠寄花祝「今よりは猶すゑとほく契りおかん。四本の櫻千代にあまりて。」思に。今は松柳竹なと植らるゝな。この時は櫻のみ四本植られしと見ゆ。飛鳥井雅章。吉野記行。四本の櫻に蹴鞠の興を思ひいてゝ。「鞠の庭に移し植なんみよしのゝ。四本の櫻おもかげにして」。源氏細流に。まりの懸りなうふるとは。保元に內にてきりたてあり。是始と見えたり。沙石集(七)。常陸國にある人の女房。かまくらの官女にてありけり云々。前栽の鞠のかゝりの四本の木を。一首によみたまへ。ならずは送りたてまつるべしと。男にいはれて。「櫻さくほどはのきばの梅の花。もみぢまつこそひさしかりけれ」。これに感して送るを止りにけり。尺素往來にいへる植もの同じ。只梅と柳と異なり。鞠の塲は七間まなか四方なり。木と木との隔て二丈六尺。」雅筵醉狂集「まり沓も都そ春の錦哉。やなぎのなかし花の雲入。」目注に家に身にそふまりといふを。俗になかしと云。雲入は妙曲にて。むかし成道も。一代に只三度けられし由。舊記に見えたりとあり。後撰夷曲集。「おいぬれはえもんなかしもありといへは。いよ／＼けまくほしき鞠哉(宣堅)。」卜養狂歌集に。外郎うこんと云もの曲まりをける人なり。ある人の所にて興行ありしに。色々曲を盡し侍りければ。歌まりといへば。歌にもきよくよみと所望せられて。「楊貴妃の時にはじまりけるものは。そよやけいしやうゝゐらうの曲」。灰屋紹益が。賑草(下)に。流罪せられし外郎などいひし者。よく蹴おほへ自由なることは。今の地下など。百分の一にも不及事なり。又松下主殿といひしもの。予が若年の時。幾度も見物し侍り。住吉のそり橋けわたらん。けいこにとて。屋根をのぼり下りたり。妙顯寺にては。二王門より蹴行て。諸堂に蹴あがり。緣をめくりて。遂に鞠はおとさず侍りし。かゝる自由さま／＼の曲などをけたりけれども。此らは誠の鞠といふものには侍らさりし。其ふり蹴さまゝり色沓音各別のもの也。世事談に。頃年地下にて上手といひしは。江戸にては。綿屋五郎右衞門。服部休甫。三木可眞。栗本光壽等なり。光壽神田に居れり。神田沓といふは。これが始めしなり。近世の妙足たり。此道を學ぶ人。皆御家の門弟なれば。師とも弟子ともいはず。相談といふ。當世江戸にて。三木可眞をはじめ。この老人の相談に至らぬはなし。享保十七年。八十歲にて死すといへり。明和のころ。鞠の小六といふ者。よく曲まりをけたり。名物鑑に。小六曲鞠と題して。「曲まりを上からおとす雲雀かな」。さて德川將軍家の時。飛鳥井家に達せられたる令條數通あり。當時の狀を示すへし。慶長十三戊申年七月二十一日。鞠道法令飛鳥井家へ達。蹴鞠道之儀。勅書幷代々證判明

鏡也。然るに賀茂松下作㆓忿之働㆒云々。因㆑玆遂㆓糺明㆒處無㆓證文㆒。故致㆓懇望㆒之間。令㆓赦免㆒了。所詮如㆓先規㆒。速可㆑有㆓其沙汰㆒之狀如㆑件。慶長十三年七月二十一日。秀忠(在判)。飛鳥井宰相殿○慶長十三戊申年八月六日。同上達。蹴鞠道之事。加茂松下弟子取儀無㆑例之由。於㆓家人前㆒蹴㆓曲足㆒事無㆑之。色葛袴以㆓無紋有紋紫革㆒無紋紫革㆓閉㆑袴事。同沓紅上香上紫上金紗不㆑可㆑着之旨。勅書代々證判明鏡也。右之趣近年相背儀曲事に候。向後弟子取蹴㆓曲足㆒於㆑背㆓法度㆒者。急度可㆓申付㆒狀如㆑件。慶長十三年八月六日。家康(在判)。飛鳥井宰相殿。○寛永十六己卯年五月二日。同上達。鞠道之儀。勅書幷代々證判就㆑有㆑之可㆑令㆓其沙汰㆒之趣。任㆓慶長十三年七月二十一日。同八月六日。兩先判之旨㆒。如㆓先規㆒不㆑可㆑有㆓相違㆒之狀如㆑件。寛永十六年五月二日。秀忠(在判)。飛鳥井中將殿。○正德四丁亥年六月二十三日。鞠道法令違背之者處分之達。蹴鞠道之儀。令㆔違㆓背御代々御朱印之面㆒。外郎曲足之事。御訴訟之通及㆓高㆓聽之㆒候處。幸外郎右近爰許在㆑之而御穿鑿之處。御朱印幷捧之數通證文等相背儀無㆑紛候。因㆑玆右近儀可㆑處㆓流罪㆒之旨被㆓仰出㆒候。此趣一々申達之由依㆓御意㆒如㆑此候恐々謹言。六月二十三日。阿部對馬守重次。阿部豐後守忠秋。松平伊豆守信綱。板倉周防守重宗。酒井讃岐守忠勝。飛鳥井大納言殿。○寛文三癸卯年十月朔日。鞠道法制飛鳥井家へ達。蹴鞠道之儀。勅書幷代々證判依㆑有㆑之可㆑令㆓其沙汰㆒之趣。任㆓當家三代先判旨㆒彌不㆑可㆑有㆓相違㆒之狀如㆑件。寛文三年十月朔日。家綱(在判)。飛鳥井大納言殿(按に前に記する慶長度の鞠道法令中に。代々證判と云ふは。室町。織田。豐臣の諸氏を云。即ち當時の證書五通を左に錄し以て參考に供す)。○鞠道之事雖㆑爲㆓勿論之儀㆒。於㆓田舍㆒も松下弟子取事一圓有間敷儀に候。若相㆓背此儀㆒者。曲事可㆑成候間。可㆑被㆑申候仍狀如㆑件。嘉慶二年二月六日。義滿(在判)。飛鳥井中將殿。○鞠道雖㆑爲㆓二家㆒。後白河院以來御代々御師範之儀別而規模候。然者從㆓先祖㆒代々門弟之事候間乍㆑次申候。雖㆑爲㆓一家之者㆒。門弟取事不㆑可㆑有之儀候。又賀茂人松下露拂之時其外飛鳥井家縮出(按に縮出即ち此技の法則にして其家の通語ならん。蹴鞠畧記曰。縮躰而剣出矣。是其出處)候時。曲足蹴候事一切不㆑可㆑有㆑之儀候。於㆓田舍㆒者鑁忽之輩に沓葛袴免㆑之由曲事に候。今度於㆓下向㆒者急度可㆑被㆓申付㆒候仍狀如㆑件。寶德四年二月五日。義政(在判)。飛鳥井宰相殿。○鞠道代々門弟候間申候。賀茂人松下爲㆓露拂役人㆒。弟子取事一切不㆑可㆑有㆑之候。飛鳥井家勅書當家先祖之證文數通有㆑之上者。縱松下少將書付雖㆑有㆑之可㆑爲㆓反古㆒者也仍狀如件。十一月二十二日(原書欠年號)。義澄(在判)。飛鳥井宰相殿。○鞠道門弟之旨

申候。雅綱弟子勢州中納言於二關東一弟子取に付て。杏葛袴被レ剝レ之。隣國被レ拂之由候。又雅親西國下向之時。松下弟子一人有レ之由候て杏葛袴被レ剝成敗候由。御代々綸旨院宣奉書并室町殿文書披見候。今度尾州に松下弟子有之候て。法度由被レ理候條其者成敗申付者也。八月五日(原書欠年號)。信長(在判)。飛鳥井大納言殿。○賀茂松下鞠之弟子取事無レ例之由。同於二家々人前。曲足蹴事無レ之旨。勅書室町殿文書等一覽候。絹上指袴色々葛袴等無着事。同以二無紋紫革無紋燻革一閉レ袴事一切無レ之由。松下爲二弟子一杏袴令二着用一者於レ有レ之者。如二有來一被二剝取一之法度堅可レ被二申付一者也。天正十七年五月十六日。秀吉(在判)。飛鳥井大納言殿(以上德川禁令考)。右飛鳥井家の蹴鞠相傳のことを知るべし。

手鞠】の遊は。骨董集に。今の世に。正月女のわらはのもてあそぶ手鞠のはじめ詳ならず。冠辭考(卷七)。斑比麼利莬玖波(ニヒバリツクバ)の註釋に。是によれば。今も手まりつくに。ひふみよ(一二三四)云々といへるは。古き世よりのことなるべき也(天智紀にあるは蹴まり也。それよりも上つ代には。手まりのみこそありつらめ)」とあるはうけかたし。古事記傳(卷二十七)にも。右の說を擧て。うけられぬよしないひ。毬をつくと云ふこともおぼつかなし」といへり。醒(山東京傳なり)按ずるに。手まりは蹴鞠よりうつれるわざなるべし。しかおもはるゝことは。ちかきむかし。寬永。正保のころの繪に。四人立むかひてまりをつくさまをかけり。いまも田舍にては正月。五人十人立むかひてつくとぞきゝける。これ古俗の殘れるならん。東かゞみに。手鞠會とあるも。それに符合せるがごとし。又今手まりをつくに。ひふみよとかぞふるは。もと一二よりいでたるわざなるべし。手まりを蹴まりよりさきのものとせる。冠辭考の說はとにかくにうけられず。平治物語(上卷)。叡山物語の段に云。先一の箱の修禪定の具足の中に。勢手鞠許して。音有物あり云々。又(下卷)。惡源太爲レ雷事の段に云。只今手鞠許の物。巽の方より飛つるは云々。かく手まりを物にたとへていへれば。當時は是をもはらもてあそびしならん。東鑑(卷二十六)。貞應二年の條に云。正月二日。於二若君御方一。有二手鞠御會一。四月十三日。若君。出二御南庭一。有二手鞠會一。同月二十八日。若君。出二御西御壺一。有二例手鞠會一。かゝれば。正月手まりをもてあそぶ事。いとふるし。辨內侍日記(上卷)。寬正九年三月二十三日の條に云。皆御所へ御まゐり有。殿よりかへでのえだに手まりを付てまゐらせさせ給ひたるを云々。增鏡(第五)。うちのゝ雪の條に云。みかど(後深草院也)。をさなくおはしませば。はかなき御あそびわざよりほかのいとなみなし。攝政殿さへわかくものし給へば。よるひるさふらひたまひて。女房のなかにまじりつゝ。らんご。貝おほひ。てまり。へんつぎなどやうの事どもを。おもひ〳〵にしつゝ。日をくらし給へば云々。按ずるに。かくいへるは建長の初め。後深草院七八歲の御時なるべし。沙石集(弘安二年撰)卷二に云。禪鞠とて。坐禪の時。眠をさまさんがために頂におく。手鞠のやうなる物を。又卷八に云。或人の女。腹中に大なる手鞠のほどにて。石の如く堅き物有云々。太平記(卷二十三の十丁右に)空より毬の如なる物光て。叢の中へぞ落たりける。流布の印本の訓は。おぼつかなきもおほかれど。太平記音義の毬の訓もてまりとあれば。これ古本の訓なるべし。」異制庭訓正月七日の消息に云。手鞠。鞠打。是可レ被二張行一也。遊學徃來(上卷)。正月の童遊びの名目に。少性之遊云々。獨樂廻。拍毬。石子云々。」これらも正月もてあそべるふるき證也。尺素往來(文明の比の物也)に云。面々偶御會合之次。圍碁。將碁。雙六。下貽。楊弓。手鞠等。終日可二張行申一候。」かゝれば。室町家のころまでも。會して手まりをつくことありしなるべし。これらよりのちのものに見えたるは。みなもらしつ。」嬉遊笑覽云。【手まり唄】おらが姉さま三人ござる云々いへるは。かぞへ歌の類なり。和泉式部の草子に。柑子寶二十かぞふる歌。「一とや。ひとりまろねの草枕。たもとしぼらぬ曉もなし。二とや。ふたへ屏風の内にねて。こひしき人をいつか見るへき云々」。皆三十一もしつゝあり。是かぞへ歌なり。姉を多くいへるは。事異なれども。右京大夫明衡の新猿樂記の。おもむきに似たり(又宋書(二十一)。樂志豔歌。何嘗行二古辭一云々。長兄爲二二千石一。中兄被二貂裘一(二解)。小弟雖レ無二官爵一。馭レ馬驟々徃來。似二王侯長者遊一(三解)。但當下在二王侯殿上一快上。獨樗蒲六博。對座彈レ棊(四解)。これ又似たることなり)。大幣といふ小歌の草子に。手毬といふ歌。「つろ〳〵と出る月を松の枝でかくした。いざさらばきりてもすちよヤレ松の下枝。チラシこんと突あけきりゝとまはり。くみてひとこそゆかしけれ」と有。これ立まりなり。かゝれば昔は。都鄙ともにみな立まりにて。女子も庭に走り。門に立て弄びしが。後にはさるべき人の娘は。家の内にて遊ふに。立毬はしがたく。跪きてつきたるが。都人の風となり。立まりは田舍にのみするやうになれりと見ゆ(但立鞠のみ古の風と云にあらず)。雍州府志。婦人女子。家園。或板床の上にて手にて擊つ。これをまりをつくと云。上手なる者は千を以て算ふ。色芝居に。昔は人の心公道にて。女子十八九迄も前うしろみるといふとなく。髮貌といふに。寢起のまゝにはしりありき。手まり歌に。小三さぶろくといふ文句を覺え。自慢し云々。(いまはおてさんさぶろくと云は誤なるべし)本町二丁目の糸

屋の娘。姉は二十一。妹ははたちといふ唄は。松の落葉糸屋娘と云々。踊歌に。本町二丁目をとんく通りたうはないか。糸屋娘は二十一はたちヤッシッシ。姉にのぞみはすこしもないが云々（板本に娘といふ字に。いもとゝ旁に書たるは。次に姉とあるによりてなり。されども。二十一はたちは兄弟の年なれは。娘とあるべきなり）。上野藤岡邊の手鞠唄。「おほたんやこたんやさゝたやしもたや廐橋。うた樣しまぶに腰かけ。ころんでぴやあく。ころんで二百。ころんで三ぴやくあそのかみ」。廐橋酒井家の釆地たりし時の。童謠なりといふ。しまぶといふも何の事にか。或は御船ともうたふと云へり（此歌わきまへがたけれども。大殿小殿さあしまふたと聞ゆ。彼領主國替ありし時などにや）。柳亭子云。寶曆年間に。尾州侯の鷹場の所々を記しゝ見聞愚按と云ものに。山口の觀音椿山の條下に。江戸及河越にてうたふ手まり歌とて。「鎌倉へのほる道に椿うゑて。そだてゝ日が照らば涼み處。雨の夜はやどり木云々とあり。江戸には此歌絶たり。今も河越にてはこれをうたふ。天竺へのほる道にも云ひ。其外異同あり。此つはき山は。江戸より西南にあたりて。野老澤などへの通路なり。其かみ東海道はこゝに通りしとみゆ。これらにても。此歌古きものと知らると云へり。寶曆は遠き事にもあらぬに江戸には知れる者もなし。又藤岡邊て。いろは先達伊せくゝ參る。いせの長者のまがり木のもとて。七つ小女郎が八つ子をうむて。うむにや生れず。おろすにやおりず」（江戸にてうたふ處と少し異なり）。按ずるに。七ッ小女郎は。猿樂狂言に。七つになる子が殿がほしと。唄ふたなど云るともあり。又。大幣に。七つ子といふ曲名も見えたれども。此はそれらの事にはあるべからず。おなつ小女郎といふべきを誤りたるなり。草木に生ずるあふらむしに。一種白粱あるもの有。これをシロコといふ。伊勢の山田にて。オナツコジョロといふ是なり。唄に。伊勢の長者の云々あるにて知べし。長者の女のやうに作りなしたるなり。すべて小兒の戯語は。嬉れ弄ぶものに付ていへるを多かり。背啣の條と合せみべし。又。同處。五兩て帶買ふて。三兩てくける。くけめくに。くちべにさして云々。江戸にてはくけへにを。七ふさといへり。居龍工隨筆に。中古の流行に。帶のくけたる間に。臙脂をさし。たゝみて結ぶ處の折めをりめに。總をさげたるが七つありしと。老人の語りしとあれ共。古きものにて所見なし。且。四すみには。總を付もすべし。七つ有べきやうもなきをや。是は。くけめくにと重ねたるくけめにいふか。やがてくけへにとなりたる也。七ふさとは。只ふさ糸の多きをいふにてもあるべし。」近來は。歐米より舶來する護謨製の鞠ありて。ベースボールの戯も亦頗多し。然れとも本邦從來の戯とは。都て其趣を異にし。學生の運動會等にて多く此戯をなすなり。手鞠は。間々女兒の之を玩ふ者あれとも。蹴鞠の技は。之を演ずる者幾んと罕なり。打毬の事は。タの部を見るべし。

マルメロ　榲桲。寛永の頃。蠻國より渡る。此實林檎のごとし。南蠻人砂糖を以てこれを煮。加世伊太（カセイタ）とよぶ。よく痰嗽を治す（近代世事談）。

マロカ　滿刺加。（マラッカを見よ）

マヲトコ　間男。（カムヰムザイを見よ）

ミ之部

ミアガモノ　御贖物。公事根原に云。是は六月一日より八日までおかちこもちてまいる朝餉にて。主上にまいらす。四のかはらけを指して。上にはりたる紙にあなをあけて御いきを入るなり。弘仁五年六月より御藥の事によて。はじめて御贖物を奉る。大かたは素盞鳴尊の千座置戸（チクラオキト）の祓などいふより起ぬる事なり。神代卷上云。諸神歸二罪過於素盞鳴尊一。而科レ之以二千座置戸一。遂促徵矣。私記座者置レ物之名。言千處置二積祓物一也。戸積二置物一便爲二其戸一。令三罪人出二其中一。故曰二置戸一。纂疏。戸詞助。無二意義一。一云。戸人所二出入一也。出二內其物一故曰レ戸と云へり。

ミカサヅケ　三笠附。又三笠博奕と云ふ（ハイカイ參看）。享保十一年の令に。點者。同金元。幷に宿せしものは遠島。句拾ひせし者。家財取上げ非人手下げ。之を行ひしもの。同じく過料。その點者金元宿の家主は過料の上百日の手鎖に處すとあり。後屢々改正あり。

我衣に云く。正德の頃より。冠付になぞらへて三笠付と名附。不レ宜ことはやりたり。前々は始なれは。諸人の合點仕安きように。冠付の題一つへ句二十一句かきつけ。其二十一句の内にていづれの句々か。三句組て出すと云ことを當てさせ。誠三句ともにあたりたる者には金一兩を遣す。料は十文にて金一兩を取べしと思ゆへ。諸人慾にふけり。晝夜勘へ。是のみ業とす。次第々々に流行て。後には冠付の句を點者よりも出さず。懷紙と名付。卷紙の内に和歌三神を書。一。十一。十五などゝ數計りを書て封じ。正面にかけおき。附る者は帳面に右の一より二十一迄。數計り三つ宛組合せて一合となし。右一合の内三つともにあたれば。一番なり。二句あたれは二勝とて。錢をつかはす。夫。賽の目は一の裏は六。合て七つ。二の裏は五。合て七

つ。三の裏は四。合て七つ。都合三七二十一なり。一より六迄さへあたらぬものなるに。増て二十一はあたるまし。其上三句組合たれば。凡五六百にもなるへし。あたらぬは尤なり。當るは大に間違なり。今日本橋外御高札場にも。三笠の點は嚴敷御法度之由。別に御高札出しなみるへしとあり。猶博奕の條を參看すべし。

ミカタガハラノエキ

三形原之役。三形原は遠江の國濵名郡にあり。又味方原とも書く。元引馬野と稱す。元龜三年十二月。武田信玄大擧して三河に入らんとし。德川家康。織田氏の援軍の將。佐久間盛政等と之を三形原に邀擊ち。大に敗れて濵松城に入る。

ミカハ

三河は。上古は遠江と一國にして。遠淡海と稱せしか。後割て此國を置き。國中に三大河あるを以て。三河と稱すと云。又八橋に在原業平杜若の名所あるか故に。杜若州と稱す。廣袤東西凡そ十六里。南北凡そ十七里にして。東は遠江に接し。南は海に臨み。西北は尾張。美濃。信濃に界す。八名。設樂。賀茂。額田。碧海。幡豆。寶飯。渥美の八郡あり。渥美郡は東より西に出てたる大岬にして。尾張の知多郡と相對し。內海を包めり。是即衣浦なり。其西端を伊良胡崎とす。志摩と相對して。伊勢海の口をなす。田原山は渥美郡の中央に峙ち。其南は遠江灘に面ふ。猿投山は賀茂郡に在りて。尾張に跨れり。本宮岳は國の中央に在り。其東麓は鳳來寺山は連り。豐川の岸に至る。これを本野原と云ふ。石卷山は豐川の東に聳え。嵩瀨鷲巢の諸山と。共に屛列して。遠江の境を限れり。神田山は本宮岳の北に在り。煙巖山（一名鳳來寺山）と相對し。重山深嶺。其後に起伏して。美濃。信濃の境に亘る。矢矧山は信濃より來り。北境を環流して。足助川を併せ。南に下り。岡崎を過ぎて。內海に入る。太平川は源を本宮岳より發し。西流して岡崎の南に至り。矢矧川に入る。豐川は神田山より發し。長篠を過ぎ。東境を環流して。吉田に至り。內海に入る。此三大川。玆に有名の流にして。舊矢矧川に架する所の橋。其長さ二百八間。豐川に架する所の橋、其長さ百二十間あり。但太平川は二川に比すれば較小にして。其橋長さ五十間に過ぎず。鎌倉幕府の時。源賴朝奏請して。其弟範賴を三河守に任す。建久。正治の間。安達盛長を守護に補す。南北朝の時。足利尊氏。其族吉良滿貞をして假に守護たらしむ。滿貞。幡豆郡西條に居り。子孫相襲て守護となる。寬正の初。吉良氏大に衰へ。國內漸く亂る。先是新田氏の裔。世良田有親。本國に至る。其子泰親。松平氏に養はる。子孫漸く其土を廣め。兵勢漸く强く。岩津（額田郡）に築き。安祥（碧海郡）を陷る。又岡崎城に治す。其八世の孫を德川家康とす。家康の幼なるや。織田氏屢來り侵す。今川氏親兵を發して之を救ひ。小豆坂（額田郡）に戰ふて之を走らす。天文中。氏親の子義元。本國を侵し。西條義昭（義昭は滿貞七世の孫）を東條に徙し。州東の地（寶飯。渥美。八名。設樂四郡）を奪ひ。又德川氏を抑掣し。其地、額田。碧海二郡）を擁有す。義元敗死するに及ひて。家康其舊士を復し。遂に東條を取り。西尾（牧野氏）。吉田（小原氏）。諸城を拔き。概れ全州を平げ。岡崎城に治す。尋て遠江に移る。天正十八年。關東に遷る。豐臣氏。池田輝政を吉田（今の豐橋）に。田中吉政を岡崎に封す。關ヶ原役後。德川氏二氏を徙封し。松平家清を吉田（後に松平信祝）に。本多康重を岡崎（後に本多忠耀）に。本多康俊を西尾（後に松平乘祐）に。戶田尊次を田原（後に三宅康貞）に封し。水野勝成をして刈谷の舊邑を襲かしむ（後に土井利信）。其後國內封を受くる者。擧母（初本多忠利。後內藤政苗）。奧殿（松平乘次）。西大平（大岡忠相）。西端（本多某）とす。凡て九藩。文久中。奧殿藩（松平乘謨）を信濃の田野口に徙す。王政革新。四月二十九日。三河裁判所を置き。六月九日。改めて縣となし。二年六月。之を伊那縣となす。是より先。吉田を改めて豐橋と稱す。板倉勝達を重原（舊岩代の福島）に。安部信發を半原（舊武藏の岡部）に移封し。一縣十藩となす。既にして四年七月。改て縣となし。十一月悉く之を廢し。額田縣を置き。岡崎に治す。元伊那縣所管の三河の地と。尾張知多郡とを併管す。五年四月。名古屋縣を廢して愛知縣を置き。同年十一月廿七日以後。額田縣を廢して愛知縣より兼治す。物產の重もなる者。鑛物は雲母。御影石。鍾乳石。名倉砥。石粉。植物は茶。綿。甘藷。海苔。楮皮。製造物は瓦。紡。錐、緫絲。燧金。陶器。麻繩。紙。炭。魚籠。漆。製造食物は干鰮。海鼠腸。味噌。醬油。酒。酢。索麵なり。

ミカフチガマ

三河內窯は。慶長年間。肥前の平戶に於て開きたるものなり。工藝志料に。三河內窯は。原平戶窯と唱ふ。慶長年間。朝鮮人某。此の地に來て。これを開き。始て青華磁器を造る。萬曆年間。其の地の工人。有田の巧を傳へて。青華磁器に彩釉を附着し。以て支那の萬曆（明の年號）製の如き畵樣に倣ふ。寶曆年間。平戶の城主松浦某。命して更に窯を築き。以て幕府へ進獻する所の器を製せしむ。世に之を平戶燒といふ。松浦氏の特別の窯なるを以ての故なり。其磁器中に青華を以て。松樹下に唐兒 支那の小兒なり 嬉遊の狀を畵くものは。特に貴重して私に販賣するを禁し。幕府の進獻及松浦氏の贈答の用に供するのみ。世人之を珍愛す。殊に唐兒七人を畵ける者を以て上等となす。五人或は三人を畵ける者あり。七人を畵く者に次ぐ。其他磁面を透彫し。筆を以て彩を施し。透彫の際を塞き。而し

て其の上に細紋理を畵ける者あり。又奇品となす。今是の奇品を製するものなし。而して其の土は天草。五島等の地に採る。泉山の土質に比すれば。柔軟なり」とあり。

ミカム　蜜柑。我國蜜柑の產地は紀州を以て主とす。有田郡非口村矢船氏の書上げたる紀州柑橘類蕃殖の來歷左の如し、有田郡蜜柑の儀は。享保十九寅年より百六拾年程以前。天正二甲戌年中。同郡內宮原組糸我庄中番村伊藤仙右衞門と申す者。肥後國八代と申所より蜜柑小木を求め來り。始て宮原糸我の庄內に植繼候處。蜜柑土地に應し。風味無比類色香菓の形ち他國に勝れ候に付。次第に村々へ植廣け申候。百三十年以前。慶長始には保田の庄田殿の庄內へも。一ヶ村に五十本。七十本程つゝ生立候由。夫より年々相增籠數も出候に付。其比大坂。堺。伏見等へ小船にて積送り申候。右の所々へも山城の國より蜜柑出候得共。有田の蜜柑格別勝れ申に付。直段高直に賣れ申候由。其後百年以前寬永十一戌年初て瀧ヶ原村藤兵衞と申者。蜜柑籠數四百籠計荷物に相認。江戶廻の船を賴外荷物と積合に致し。始て江戶廻し致し。右藤兵衞江戶表へ到着致し。處々承合。京橋新山屋仁左衞門と申。御水菓子屋を問屋に賴み。橘類取扱致し候仲買共を集め。蜜柑賣候處。江戶表へは伊豆。駿河。三河。上總の國々より蜜柑出候得共。有田の蜜柑にくらべ候ては中々似寄不申候に付。江戶にて流布致候はゝ。肥州蜜柑の風味は。甘露に酸き味を兼。黃金の色に紅を交へ。菓の形は地方圓の圖を備へ。異國に越したる和國の珍菓不可有此上と。貴賤擧て賞愛致し。金子一兩を以て。蜜柑一籠半の直段に賣拂。歸國致候由。百姓共集り。明年共賣捌方を依賴し。凡二千籠計集め送り。前年と同所にて一籠金子二分づゝに賣拂。夫より次第に培養蕃殖し。有田郡川筋の村々より海士郡へも行渡り。慶長の末には籠數も增加し。南龍院御入國被爲遊。有田蜜柑の御用被仰付。年々獻上仕など。追々繁昌に付。各據寄にて組株を立て。頭取肝煎を荷親と名付。江戶下蜜柑支配致し候ものを賣子と稱し。七十九年以前。明曆二年は組株拾組相立。蜜柑籠數五萬籠程年內段々積送り。問屋七軒にて賣拂申候處。翌年酉正月十八日。江戶表大火事にて問屋仲賣類燒に逢。賣代金の內九百四拾兩餘相渡不申。爰支配の賣子共夏の頃迄致催促候得共。埒明き不申。無是非殘金に致し罷登申候。其元にて荷親ども寄合。相談致し候には。多の金子捨りに相成候儀も差當り難儀。其上生物の蜜柑遠國へ積送り。買取に逢候ては末々の爲不宜候間。仲間內より江戶表へ罷下り。何分金子請取候樣に御屋敷樣へ御訴訟可申上と。有田郡より三人。海士郡より壹人。江戶表へ罷下り候て。御屋敷御會所へ御斷申上。御評定所まで罷出。紀州蜜柑代金相渡り不申候間。濟方被仰付被下候樣にと奉願上候處。問屋共御吟味の上。蜜柑代金急度皆濟致候樣にと被爲仰出被下。滯金九百四十兩餘。無相違請取候段。偏に御國御威光の餘り難有奉存候。明曆三酉十月。惣代四人歸國仕候。其の節揚場賣場所は紀州樣御聲掛りを以て。御公儀御地面御拜借被成下。江戶橋。廣小路。鎌倉川岸。壹石橋の川岸等にて賣買仕候云々。其後蜜柑年々多く出來致候て。組株村々にて百姓存寄次第に拵候ゆえ。貳拾組より三十組に及ひ。賣店も增加し。下直に相成り。且は滯殘金も相出來。且腐敗の虞有之候故。江戶問屋仲買對談之上。万端格式相立て。殘金も償出し可申哉。左なく候ても。以後猥りなる買方得不致。仕切金も滯り申まじく候間。相談に遣し可申と申合。四十八年以前。貞享四卯年蜜柑方總代石垣の庄。垣倉村にて神保市右衞門并仲間の內一兩人付添。江戶表へ罷下。到着致し候て御屋敷へ參り。御會所へ右の趣意御斷申上候て。問屋仲買共へ右の趣對談致候處。問屋仲買共申候には。近年の通。江戶表方々にて。一ヶ年代りの樣に問屋仲買を拵へ。蜜柑賣散し候ては。蜜柑手馴れ不申者も仲買に相成り。しまりも無之。賣さがし候に付。次第に直段下直に相成。代金も滯り殘金に相成申候。其段は年々手馴候仲買共も。供に引潰され申道理にて。力に不及事に候。如此しまりにては數拾万籠の荷物中々金銀には相成申間敷候。紀州の樣成蜜柑。何國よりも出不申候得は。しまり方さへ出來候得は。直段能成り。第一紀州御國爲と申。且は我々も家業に相成可申候。右しまり方と申は。蜜柑方万端格式を立。組數猥りに無之樣に致し。御當地問屋仲買も株付に致し。永々家業に相成候樣に拵候て。御國と江戶表と物每一致に相成候道理に取組候はゝ。蜜柑多く參り候とも。賣さかし申ましく候。左候はゝ滯金も我々割賦之上。償出し可申。其問屋京橋堺屋藤右衞門。萬屋滿右衞門。堀江町野口太郎兵衞。萩原長兵衞。瀨戶物町升屋十兵衞。兩替町多田屋佐右衞門。新山屋次郎兵衞。中橋島崎屋七郎右衞門。室町島屋太郎右衞門。右之者問屋に極め。仲買も人數を定め。以後心儘に仲買不申。右九軒へ分割致し。有田蜜柑組。海士郡四組之外。組株不相立は勿論。問屋を外にて取立不申筈。蜜柑金定直段六十六匁五分に相定め。證文を遣し。仲買よりは蜜柑卸なる買方致まじくと箇條を立。代金其年の荷物賣仕廻次第。皆濟可仕候共。不埒致し候はゝ仲買株幷家財取上候樣に」と。其問屋付の仲買共に連判の證文爲致。右證文を問屋に取置。仲買共より箇樣の證文取置候上は。蜜柑賣方箇條書定之通り。疏畧不致。荷物賣

仕廻し日より十五日目に。賣子爲登可申候共。違變有之候はゝ問屋株御取上け可被成と。問屋并請人の證文を蜜柑方へ請取。しまり方急度相究候て。右之趣御會所へ御斷申上候て歸國致し度。御暇乞申上候處。道中人馬御先觸被下。紀州樣御家中同樣に被成下難有奉存。歸國致し申候。

一。夫よりしまり方宜相成。其上滯金問屋仲買共より償出し。蜜柑直段も段々宜敷相成申候。此時初て問屋仲買共へ證文取始申候。問屋仲買へ證文爲致候儀は。江戶表外商賣に無之事に御座候。夫より元祿十丑年迄十一ヶ年の間。組株十九組にて江戶廻致申候。一。三十七年以前。元祿十一寅年。始て蜜柑御口銀上納仕候。江戶廻り一籠に付。壹分宛。近國廻り。一籠に付八厘宛。」正德四年改貨に付同江戶廻五厘宛。同近江廻四厘。」元文三年。金銀は吹替御通用に付。同江戶廻り七厘五毛。同近江六厘宛。年々上納仕候。」元祿十一年郡中不行渡りに候間。新に四株仰付られ。正德まて十四年の間に都合貳拾參組相立申候。正德二年。組株不足の願に付。御吟味の上。新規に三株被仰付。其節の江戶廻蜜柑籠數凡三十五万籠より五拾万籠に及ひ申候。同四午年。歡喜寺村より新規株奉願候處。此上組株增ては。〆り方並諸事差支候儀多。難儀致し候段。蜜柑方より願上候處。委細御吟味の上。御聞屆被成下。歡喜寺組壹組御免の砌。新組株御停止の證文被下置候趣。有田郡蜜柑組株の儀。新規增候ては。障りに相成候儀多有之候に付。自今新蜜柑組出來不致樣致度旨。蜜柑組仲間一統に願出の趣。遂吟味候處。無據品に付。奉行所へ相達。自今新株出來不申筈に相究め候者也。正德四年午十二月。伊藤又左衞門。小笠原彥左衞門印。有田郡蜜柑組貳拾六組荷親中。右歡喜寺組を入。有田郡蜜柑組株都合二十七組左之通。小田原一組瀧村。瀧ヶ原村。上中島村各二組。南村。千田村。西村。藤並村。次谷村。井ノ口長田。庄村。金屋村。歡喜寺村。下中島村。道村。東村。辻堂村。星尾村。中番村。田口村。船坂村。垣倉村。中野村。湯淺各壹組づゝ。小計貳拾七組株。右の外。海士休株貳組。近年致相對。都合貳拾九組。當時有田にて相立申候。近年江戶廻り蜜柑籠高拾六七万より貳拾七八万にて御座候。二十四五年以前に引合せ候得は。籠數半減に相成。組數六組增申候。一。江戶問屋の儀も。古來の問屋殘金出來致し候節は。定の通り取上ケ。新問屋に改替候に付。段々替り申候得共。古來格式の通相堅め。證文等取替し致し申候。尤近年は江戶廻籠數過半に減し申に付。問屋株九軒の內。二軒は休み株に致し。只今問屋七軒に致し。蜜柑代請取金定員直段六十五匁替にて賣拂申候。當時問屋並組々定付左之通。田口組。瀧ヶ原組。星尾組。庄組。神田須田町萬屋庄左衞門。」下中島組。山田原組。東村組。丹生組。上中島組。海士越組。同所丁子屋佐次右衞門。」瀧ヶ原組。南村組。歡喜寺及藤並組。室町島屋太郎右衞門。」瀧元。千田。次谷。上中島。金屋の組は。同所尼崎屋清右衞門。」下中島。新瀧。中番。中野。海士越の組堀口町星野屋吉十郎。」道。西村。井ノ口。垣倉。大谷組は麴町山本屋九左衞門。」船坂。辻堂。湯淺。下中島組は堀江町福島屋忠八。」右之通定に致し候。

一。江戶蜜柑宿三軒左之通り。鐵砲洲。日高屋五郎兵衞。紀井國屋久兵衞。長島屋喜兵衞。右は蜜柑茶船にて賣場へ瀨取參候世話。其外船手筋川事請込。右三人之者は常々紀州御屋敷へ出入致し。御用達申候。蜜柑江戶廻り。組々六積合に相定め。左之通。下中島積合は。下中島組。星尾組。道村組。南村組。千田組。」瀧積合は元瀧組。新瀧組。瀧川原組。西村組。東瀧組。」糸我積合は。中番。上中島。藤並。瀧川原。大谷の組。」田口積合は。田口。東村。井の口。上中島。湯淺の組。」船坂積合は船坂。次谷。山田原。庄村。海士越。」石垣積合は中野。金屋。辻堂。垣倉。觀喜寺。」右之通組合壹組には江戶廻船一艘つゝ積立申候。尤荷物無之年は二積合宛相合。壹艘を積立申候。」陸廻り壹人。北湊に相詰。瀨取船に積合の義。其他陸筋用事相勤申候。」岡役荷直三人より五人。岡役は蜜柑川船北湊へ積立候を請取。相調候て。荷數相改。瀨取船へ相渡。荷直は瀨取參候荷物を江戶廻元船へ積堅申候。」北湊船問屋六軒石垣屋半六。湊屋四郎右衞門。染屋七兵衞。雜賀屋勘兵衞。日高屋吉兵衞。升屋善兵衞。右は元船出入の付屆け。其他船手筋用事請込並荷親荷直し等止宿仕候。蜜柑株壹株に付荷親一人。是は籠草筵等の仕入。蜜柑荷物受込船積致し。御納所筋引請。江戶登り金割賦致し。仕切勘定諸拂其外蜜柑組諸色受込。」一。荷主代壹組に壹人。是は先年賣子と申候得共。十四年以前未の年改直し。荷主代と申候。是は九。十月の頃より江戶表へ罷下り。着船の蜜柑爰元荷親より。仕出し送り狀に引合請取。問屋にて賣拂候作略蜜柑代金問屋より請取候て。指爲登。翌年三四月迄江戶に相詰。代金取立申候。右荷主代格別。小組の分は大組の荷主代支配を賴申候。又小組同士組合に致し。二組三組より壹人相立申筋も御座候。」一。荷主壹組に壹人。是は船積の荷物員數小前の割賦致し川下の荷物北湊にて改。每日御口前所改。御帳面引合判形改申候。」一。蜜柑納役人。當時瀧ヶ原村新八。是は御獻上御用蜜柑筋。一通り諸拂致候に付。蜜柑問屋と申候。一。蜜柑方肝煎三人。是は江戶廻り。中番村利右衞門。蜜柑頭取に御座候。田口村淸兵衞。金谷村又四郎。」一。江戶肝煎三人。是は每年荷主代に下り候人數の內にて。物馴候人柄を撰。相勤申候。一。尾張廻りの儀は。六十四年以前。

ミカム
ミカム

寛文年中の頃より始て蜜柑積送り候由。其頃名古屋へは伊勢。伊賀。三河。遠江の國々より蜜柑出候處。有田より蜜柑送り候得者。右四ヶ國の蜜柑はやり不申候由。尾張賣の儀は壹艘切に現金賣に御座候に付。荷主代も参り不申。賣拂申候。近年は江戸廻り籠高の貳分通積送り申候。船入町問屋。高田新八。柿屋傳次郎右二軒問屋にて賣拂申候」右之通有田一郡蜜柑古來申傳候。近年來の模樣當時の旨趣。有增此の如くに御座候。以上。享保十九年寅十月記之云々。【甜橙】は田中芳男の記に曰く。Sweet Orange の漢譯なり。Orange と云ふ名は。柑橘類の總名なれども。單に此果を稱することとなれり。此果は我邦の臭橙の類にして。其形正圓赤黃色なるは酷た似たれとも。其皮薄く其味甘美にして。酸味なく。臭橙の如き酸烈多子なると同しからす。原より蜜柑に異なるを以て。皮は硬くして瓤囊と離れ難く。瓤囊も亦互に相密接して蜜柑の如く分れざる等の差あり。西洋種は前述の如く臭橙に似たる形色なれとも。支那南部廣東省に產するものは西洋種よりも小く皮も亦淡し。產地によりて品位に優劣あり。就中新會縣に產する新會橙なるものは形大ならず。色淡く皮薄く味極めて甘美なり。其最良品に至りては果皮に一々捺印して輸出す。猶我邦の尾張產宮重大根の本塲より出す者は悉く皮に捺印するか如し。此果は我邦に於ても中國。四國。九州及び紀伊等の諸國に各種を產すれとも良好の品に乏し。則紀伊の甘橙の如きは形色支那種に似たるも酸味強く子粒多きか如し。但し薩摩蜜柑即ち金九年母幷に土佐の橙蜜柑の中には品位頗る良好の者あれとも。彼の如く酸味なく單甘のものなし。又九州南部に產する天狗蜜柑の如き亦甜橙の類にして。果形豐大紅赤色美味の良種と云ふへし。而して歐米に於て普通の甜橙は。我邦の蜜柑の瓣に似たれとも亦赤色の者あり。赤甜橙又血甜橙 以上譯名)と云ふ。猶我邦の文旦に 內紫(和名)と稱するものあるか如し。又此果は歐洲に於て人の熟知するものなるを以て。地球の形に譬へ。又赤黃色の名に用ひ。橙黃色と稱ふる等は吾人の耳に馴るゝ所なり。小笠原島には西洋種ありて既に好結果を見るに至る。此果樹の苗は明治十年頃に。米國より東京三田育種場へ傳ふれとも。繁殖すること少く。從て地方に於て良結果を見さりしが。近年米國に於ける新種 Navel Orange 即ち臍甜橙なる苗を傳へ。大に世人の稱賛する所となり。既に紀伊國那賀郡田中村堂本秀之進氏は。卒先して此樹を栽培して近村に傳播し。今は好結果を收むるに至れり。其形は概れ正圓にして稀に稍楕圓のものあり。外皮の赤色深く果頭帶部は臍狀をなすを以て。臍甜橘の名ある所以なり。此果は子粒なく味極めて美なる者とす。【檸檬】は Lemon の漢譯名なり。又黎檬。宜檬。宜母果等の名あり。此果は柑橘類に屬し。其形楕圓兩尖黃色にして。其瓣內の酸液及び外に含める芳香の油を供用するものなり。小笠原島に植うる所の者最古し。是は維新前に外國人か來住するに因りて。其子粒を下種したるより發生し。爾來繁殖したるものにして。今は夥多の結果あるに至れり。然れとも佛國より輸入する良好なる果に比すれば。外皮厚く疣瘤多くして滑澤ならざる等によりて擯斥せられ。其價の如きも概ね佛國產の四分一に過ぎず。又此類に Citron 音譯名【悉篤論】なる者あり。形狀相似て較豐大光滑鮮黃芳香なること前品に優る。是は曩に東京三田育種場にて。米國より移植接換せるものを。伊豆熱海に植る所にして。今は若干の結果あるに至る。其形の大に過くると疣瘤多きものは需用者か厭忌するも。外皮の香氣と內部の酸液に至りては決して劣るものにはあらす。檸檬及び悉篤論の二果は共に西洋料理に用ひて缺くべからざるの要品とす。又リモナーデなる飲料を製し。又はレモンドロップと云ふ糖果に用ふる等。全く酸液に芳香を兼ぬるを貴するものなれば。其の用途に充つべきものは形狀の如何に拘はらざるべし。既に印度洋航行の滊船中常に用ふるシトロンなるものは正圓形黃色にして。大さ一寸に滿たざる小果なれとも。其酸液の用途は前述の二品に異なることなく。我邦の紀伊阿波に產する酸橘(和名)と甚相似たり。此外肥前に樹醋なる果あり。是亦相似たるものなれば同く酸液の用に供すべし。原來我邦にては臭橙の酸液を搾出し。之をポンスと稱し貯へて四時の用に供するを常とし。又近年は夏橙の液を用ふるに至るも。檸檬及び悉篤論に比すれば品位劣るものなり。文政元年編輯の南海包譜に須多智。名里噘無とあり。此リマンは即Lemon の音轉なれば往昔移植に係りしものならん云々とあり。

ミクジ 御鬮は。古の具なり。嬉遊笑覽に云く。鬮をくじといふは籤とおなじかるべし。字書に鬮手取也とあり。故に猜枚を藏鬮といへり。下學集に鬮不レ見而拈物也。續日本紀天平二年正月。云々。令下採二短籍一書以中仁義禮智信五字上。隨二其字一而賜レ物。これ鬮取なり。南朝紀傳正長元年正月。畠山滿家石淸水に詣て。御鬮を取て將家の家督を定めし事あり。康富記永享二年八月十五日云々。中山相公被レ參二石淸水一。被レ取二御鬮一云々。後奈良院御記。天文四年二月十五日。涅槃捧物。女中各被レ進如二例年一。入レ夜各孔子取也。孔子は鬮の假字なり。著聞集などにもかく書り。和名抄祭祀具に玉籤(太万久之)。また厨膳具に籤(太介乃久之)と出たり。字書に七尖切。貫也。以卜者。又才先切。細削竹也といふも。籤はいづれも同義なるに。物を貫

きなどするに用ふるなば濟(スミ)てとなへぬるは。古へより然ありしなるべし。今用る【觀音籤】は。いつのほどよりありしものにか。谷響集(九)。釋門正統名菩薩籤云々。叙ニ其事一者謂三是菩薩化身所ニ撰理一或然云々。又紙鬮は智覺禪師傳云。ニ紙鬮を作りてニ願を決するとあり。漢土には觀音大士と關壯繆を殊に崇め祀り。香火均しく。家ごとに祀はざる者なし。そを祀れる祠には必籤あり。鷺鷥影(第十一回)。一座古寺門前。一尊伽藍。就是大漢關帝像。柳友梅拜了。兩拜云々。仍レ舊禱告了。就將ニ籤筒一搖上。幾搖不ニ一時一。求ニ上一籤一。只見依レ是棲霞庵的籤訣(是はさきに觀音籤を取し事ありて。今又同じ籤をとりたるを云ふなり)。これ關帝廟に觀音籤をも用ひし事あるなり)。【關帝籤】といふがあり。其語東坡の作といふは非なり。そを見しに錢をもて占ふなり。羣碎錄(陳繼儒)に。今之卜者以レ錢。蓋唐時已用レ之。賈公彥儀禮疏云。以ニ三少一爲ニ重錢一。九也。三多爲ニ交錢一。交錢六也。兩多一少爲ニ單錢一。單錢七也。兩少一多爲ニ折錢一。折錢八也といへり(陔餘叢考(三十))。以レ錢代レ蓍條あり。開見るべしとあり。今も兩大師の龕のまへに安置す。佛祖統紀曰。大士籤。天竺百籤。越圓通百三十籤。以決ニ吉凶一。其應如レ響。相傳。是大士化身所レ遺云々。

ミクシゲドノ 御匣殿は。常寧殿の北貞觀殿のうちに此殿あり。常の御服を裁縫する所なり。此所をつかさとる女官を御匣殿といふ。大臣納言のむすめを參らせらる。堀川右大臣賴宗公の御むすめ。人王七十代後冷泉院の御時に御匣殿にまいられしたぐひなり(官位訓)。

ミコ 巫女。有職問答に云く。一。神樂を奏するを御子と申事。いはれぬ事にて候。巫たるへく候。世話に御子と稱候をは。內侍所のをは刀自と申て。三重に候よし被仰下候き。其分候哉。答。世俗の云ならはしにて候。され共みこかんなぎなと古物語にも云。書つゝき候のみ可稱候。みこと不被申候とあり。カムナギ(巫。覡)の項を參看すべし。

ミコト 尊附命。北邊隨筆に。美許登とは。御言の義にて。尊命などの別あることにはあらず。神書に(古事記上卷)。「天神諸命以。詔ニ伊邪那岐命。伊邪那美命二柱神一。修ニ理固成是多陀用弊流之國一云々とあるも。はじめてみな命の字を用ひられたる。これ即ち御言の義なればなり。されば美許登とは天神の御言のまに〳〵。ものおほせらるゝよしをいふたゝへとおぼし。此二神まへには神とたゝへこゝより命と稱へられたるにおもふべし。これをば本として神功紀に。宰の字を美許登母智(ミコトモチ)と訓せられたるなど思ひ合すべし。上野國多胡郡の碑は和銅四年の物なり。それに左大臣正二位石上朝臣麻呂をば「石上尊」とかき。右大臣正二位藤原不比等を「藤原尊」とかけりとて。神代卷に至尊曰レ尊自餘曰レ命と自註せるを難じ。畢竟尊命ともに字にかゝはらざるを證せり。

ミコトノリ 詔勅。(コウブムシキ。セムミヤウ。セウチヨクの條を見よ)。

ミス 翠簾は。籤竹を以て編み。宮殿等に懸くる屛障具なり。和漢三才圖會云。按鉤簾。極細割竹簾也。其緣以ニ綾純子一縫ニ包之一。有ニ眞紅絲總一。端有レ鉤以揭ニ卷簾一。其簾青翠色故名ニ翠簾一。宮殿神前用レ之(京師有ニ簾工家一)。神前鉤簾。掛ニ於梱外一。尋常掛ニ於梱內一。和訓栞云。みす簾をいふ。御簀の義也。或は翠簾をよめり。」おほひみすといふ物。まさすけ抄に見えたり。」みすまきあげと源氏に見えたるは。香爐峯雪撥レ簾看といふ意也といへり。」又た貞丈雜記云。みすの【もかう】と云は。簾の上の方に薄黃色の絹に。黑く紋をいくらも染たるを。一幅橫にはりたるを云。俗にもつこうきぬと云也。もかうは帽額と書也。ひたひをおほふとよむ。出入る人のひたひの上におほふ故の名也。人の家の紋にもつこうと云紋も。帽額に染たる紋なればもつかうと云也。又みすのもかう。禁裏將軍家には金らんを用らる。常の人の簾には右に云ふ如くなるものを用ふ(もこうは簾の外にあり。內にはなし)。みすの【こまろ】といふはみすのふさの事也。本名こうまろなと云也。鉤丸緒と書也。禁裏將軍家には。こうまろ御紫を用らる。平人のこう丸緒のふさ。黃。赤。黑と三段に染る也」と見えたり。其の圖はキチヤウの條下にあり。なほ簾の條下を見るべし。

ミセ 店。(ミセダナを見よ)

ミセイ子ム 未成年。幼年。又小供を云ふ。大寶の戶令に云く。凡男女三歲以下爲レ黃。十六以下爲レ少。二十以下爲レ中。其男二十一爲レ丁。六十一爲レ老。六十六爲レ耆。無レ夫者爲ニ寡妻妾一。謂夫亡。及被レ出者。不レ限ニ年之長幼一皆爲レ寡也とあり。去れば此頃は幼とは比較的の語にして。年若しとの定なり。德川氏にては元服せさる者を幼年と稱し。十六歲以下にても。父の隱居する必要又は嫁に行く必要より。幼年にて元服するものあり。元服したる以上は年齡の如何に拘らす。幼年とは稱せず。民法制定以後。幼年の稱なく。男女二十歲以下を未成年と名づけ。其法律行爲は法定代理人の同意を要し。此同意を得ざるものは其一方より取消すを得とせり。(セイ子ム。テイ子ム參看)。

ミセダナ 見世棚とは。商人の物品を賣買する市ぐらを云ふ。今は凡て町家の往來に向ひたる所を見世と稱して通用せり。骨董集に。今の世に商人の物賣所

をたなとも見世ともいふ。いにしへは家の端に棚閣をまうけ。其の上に萬の賣物をおきならべて賣れるゆゑに。たなといふ名おこれり。その棚はうりものをなすゑおき。往來の人に見せて賣らんために。かまふる物なれば。中古は見世棚ともいへり。後の世にはそれを下略して見世とのみいひき。下に出せる古圖を見て。古への見世棚のさまを知るべし。今餅屋の出し臺といふ物などは見せ棚のなごりともいふべし〈からくにはなべてみせ棚なり。唐の繪に。町家のさまをかけるものあり。見てしるべし〉。今も京都に。魚の棚。衣の棚。江戸に。あまだな。十軒だななどいふ名殘れり。町家の軒下を棚下といふも。古言の殘れるなり。店の字をたなともみせともよむは。義訓也。和名鈔〈卷十〉居宅類に云。四聲字苑云。店云々。坐賣レ物舍也。」晉の崔豹か。古今注上之卷に云ふ。店所三以置二貨鬻一之物一也」とあり。此

牛車のつくりさま今と異なり

字義によりて。たなともみせとも讀也。さて商人の物賣ところを棚といへゑ。古き證は。宇都保物語(第四)藤原君の卷(流布本第七)。たかもとの御子の。商ひし給ふ事をいへる所に云。こゝはみづし所。寢殿のきたのかた(北方)かしらしろき女ひとり水くむ。めのわらはひとりをものほり(食物盛)つかまつる。これはてゝたなに女をりつゝ物うる(中略)。むな車に。いをしほつみてもてきたり。あづかりどもよみとりて。たなにすゑてうる」といへり。此事は。くぼのすさび上卷にも。はやく見いでゝかきおけり。うつほの時代は詳ならざれど。源氏よりさきの物といへれば。棚にすゑてものうるは。いと〳〵ふるきわざ也。土佐日記諸本みなやまざき(山崎)の小櫃のゑも云々」とあれど。爲家卿本。卜幽附注本にはやまざきのたなゝる小櫃のゑも云々」とあるを。恠園主人はや見いでゝ。土佐日記考證にか

これ三ツ九ちや花なり

此女のきものハイタコンガウなり

紀長谷雄の草子福富の草子などにも見せだなの圖あれどもこれほどくはしからず

ミセタ

ミセタ

かれたり。これも棚をかまへてものうれる事のふるき證なり(此日記は。貫之ぬし。承平五年の紀行なれば。いと〳〵ふるき物也)。中古見世棚と稱へし證は。庭訓往來に云。市町者。通二辻子小路一令レ構二見世棚一絹布之類。資。菓子。有二賣買之便一之様。可レ被二相計一也(一時軒隨筆卷二に。庭訓は。玄惠法師。元弘四年正月二十一日書レ之とあれば。見世棚といへるも。古き事也)。下學集(文安元年撰)上卷に。見世棚の名見えたり。勸進聖列職人歌合(天文六年よりすこしさきの物也。考へ別にあり)。鳥賣の花の歌に「春は又ところも花の千本に。見せおくたなの鳥のいろ〳〵」(此の歌にて見せ棚の名義あきらかなり)。奇異雜談集(天文中の作也。考へ別にあり)卷二に云。家ぬしは婦人にして夫なし。一二年ひとりやもめなり。つれに茶屋の本座に居て茶をうる。おもてにいたをもつて。かりに棚をつくりて。胡瓜九六を出してうる。」(醒云。今も八百屋は棚をまうけ瓜茄子のたぐひをすゑてうるこれに似たり)。運歩色葉集(天文十六。十七のあひだの撰也)卷四に。見世棚の名をいだせり。北條五代記(ひらかな本卷十)。天正十八年の條に云。扨又松原大明神の宮のまへ通。町十町ほどは。毎日市立て。七座の棚をかまへ。與力する物。手買ふりうりとて。百の寶物に千の買物有て群集す。」又云。町人は小屋をかけ。諸國津々浦々の名物を持來て。賣買市をなす。或は見世棚をかまへ。唐土高麗の珍物。京界の絹布をうるもあり云々。」(新市に一の棚をかざると云も。狂言記(卷四)。柿賣の詞(卷五)。かつこはうろくの詞。その外狂言におほかり。續狂言記(卷一)。河原新市と云狂言に。「けふは河原のしん市でござる。いつものごとく酒をうりにまゐらふとぞんじます(中畧)。まゐるほどにこれでござる。こゝもとにみせを出しませふ」とあれば。みせとのみいふも近俗にあらず)。清水物語(慶長中作。寛永十五年刻)上卷に云。「四條五條の辻にこま物みせとて。たなひとつに。いろ〳〵さま〴〵の物を取あつめておき。人の用次第にうるものゝ候。」貞徳文集(松の屋藏本)下卷に云。料紙商賣付箱。見世棚可然在所。被尋候云々」(此文集は。寛永のはじめ作れり。書中に考ふる所あり。慶安三年印行せり)。商賣往來にも。見世棚の名見えたれば。近き世までもしかとなへたるならん。今もしかとなふる地あらんもしりがたし。右の往來は。元祿以後の物也。考證別にあり。當時は看板水引のれんなどはなく。長のれんのみありしなるべし。長のれんに。三つたちばな。玉子もちすぢをかき。のれんかけたるうへに。海老をかけるは。今の日じるしのもとにて。今たちばな屋。たま屋。えび屋などいふは。もと目じるしよりいでたる名なるべし。軒の下にちりよけとおぼしき物をかけたり。今の水引のれんはこれよりいでゝ。もとはちりよけならん」とあり。同書所載見世棚の圖を見てそのありさまを知るべし。また嬉遊笑覽に。むかし江戸の町。みせ棚のさき。見聞集に。今江戸繁昌にて屋作り美々敷事。前代未聞なれば。田舍人見物に來りくんじゆす。爰に室町の棚に。平五三郎と云て。心横道なる人有。そらはかなつくり。田舍ものを近付て。物をうらんと巧みて。髮ひげむざ〳〵とはへさせ。紙頭巾を目の上まで引かぶり。綴りたる古小袖を着。木綿袴のよごれたるをむなだかにきなし。手に長數珠をつまぐり。口に題目をとなへ見せ棚に打かゝり(これ慶長。元和の頃なり。此ごろもみせ棚といへり。みせとばかりはいはず)。そらいねふりして居たり。田舍人在所へのみやげものをかはんとて。室町を見めぐりけるに。から綾の狂文。唐衣。朽葉地。むらさき。どんす。りんず。金らんにしき。色々樣々の美麗なる物をつゝみかされ。ふげんさうなる人たちが並び居て。何をかめす御用かと問ふ。田舍者のをなれば恥かし顏にて。物買んといひ出さむ事思ひもよらず。御免候へとふるへ〳〵棚の前を通り行ばかりにて物買べき所なし。みれば是なる棚に。後世願ひと見えて無骨なる一人。我等が里のいくぢなし左衛門四郎によく似たり。此棚にて物をかはではと思ひ。これなるきるものむすめに似合たり。直はいか程ぞとゝへども。我は耳が遠きと云て。口に題目をとなふ。田舍ものの是をみて。江戸の都にもかかる姿のばか者ありけるぞやと思ひ。なう棚主殿是なるきる物錢三貫にうらしめと。耳のかたへ口をよせよばゝる。ねふりおのこ是を聞。此の小袖一貫にもとく賣たし。扨三貫に賣らむといはゞ。田舍者こひそこなひと思ひてにぐべし。何々二貫にかひ度とやゝすく候。いや〳〵と面をふり。又いねふり題目をとなふ。田舍者我主は慾德にも取あはず。後世の事のみ思ひ給ふ。有難き人なり。我里の左衛門四郎と云人によく似させ給ひたり。誠の佛よと云ふ。ねふりおのこ目を開き打笑て。其事よ〳〵おわれの里の左衛門四郎殿(われとは自他共に云へど。人をさしてはおもじ付たるめづらし)。御經宗にておはする歟。あらありがたや。正直捨方便と一の卷に說給ふ。何々此きるものおぬしの娘に似合たるとや。我も娘あり。子にはきせて見たき物ぞ。おきやう御本尊おたいまんだら。此のじゆすそ〳〵代物二貫はやすけれどもまけ候ぞと云て賣たり。おそろしきたばかりいふに絕たり(むかしは常の人。雜談の中にも八幡白癩など誓をいへり。商人は殊更なり。人情不直なるよりのことながら。猶質朴といふべし。又室町邊其頃有し吳服屋後なくなりしと見えた

り。越後屋などは其後の事なり。此小袖賣しは古着にはあらざるべし。主が務きたるもめづらし。昔近江國蒲生刑部大輔貞秀入道智閑と云もの。一向念佛を修し。隣國もこれに心を安んじ居たるを。俄に出陣して鈴鹿郡を討取れり。其ころ智閑の虛念佛と云もてはやせりとなむ。諺にして正しからざるを。此商人と似たり。凡商人の現金掛直なし。安賣といふをば越後屋より始れりとなむ。永代藏。商の道はある物。三井九郎右衛門といふ男。駿河町といふ處に。表九間に四十間棟高く長屋作りにして。新棚を出し。萬現銀賣にかけねなしと相定め。四十餘人利發手代を追廻し。一人一色の役目。金襴類一人。日野郡内絹類一人。緋繻子鎗印龍門の袖覆輪かた〳〵にても自由賣り渡しぬ。」越後屋八郎左衛門と云はもと駿河町木戸際に。間口六間に奥へ十間程住で。絹紬郡内棧留木綿類を仕入れて。上物はなかりし。上物は本町にて調へしなり云々。享保六年燒失して後吳服店とは成ける。此本店通室町三町目角迄一店となる。切店の方西へ六七間程寛保三年廣がる。木綿店元文五年。東へ十間ほど廣がると。我衣にいへり。されども貞享の頃よき物も賣たるよし。永代藏にいへるがごとし。貞享四年。江戸鹿子に。諸商人を記せる中に。別に◇やす賣小袖類駿河町越後や。本町富山や。同町伊豆藏や。同町いゑきと有り。他の吳服屋も現金安賣を越後屋に習ひたるなり。其頃の唄に。越後屋現金かけ直なしとて。座當杯がうたひて三線を彈たりと古老の話あり。延寶中の、をなるべし。後は昔物語。本町壹丁目は伊豆藏。貳丁目は富山に花色暖簾の壽の字越後や。かき暖簾の釘貫越後屋。何れもはなやかなる鄽にて。朝鮮人來聘の時。棧敷の體いかめしく覺えしが。壽字はいちはやく仕舞。釘貫は其後伊豆藏は又其後絕たり云々。大丸も朝鮮人の頃は新店と見えてめづらしげに人は云き(寬延元年なるべし)。壽字越後屋が安賣の引札せしことあり。下手談義に。死字末後屋と書たるは是を取なしたると覺ゆ。わが衣に。享保十年。本町に釘貫越後や新みせ出る。同所壽字は延享元年に出て。寶曆九年に店を仕舞。商家の興廢枚擧に遑あらず。安賣札を廻すを。寶永頃よりたま〳〵あり。享保より二季に廻しぬ。寶永以前は是等の事なしといへり。

【販賣】同書に圖中載する處。ヒサキメの樣を。壒嚢抄(三)に。町人の下女をヒシヤメといふ僻言なり。ヒサメといふべし。和名抄に。販婦ヒサメと訓り云々。この下女と有は。召しつかふ女の意にはあらず。只賤女をいへりとみゆ。販婦は多く頭にものをいたゞく事。源氏物語(あづまや)。薫が浮舟の三條の家に行きたるところ。ほともなうあけぬることゝちするに。烏などはなかでおほち近きところに。おほとれたる聲していかにとかきゝもしらぬなのりをして。打むれて行なとぞ聞ゆる。かやうの朝ぼらけにみればものいたゞきたるもの。をにのやうなるぞかしときゝ給も。かゝるよもきのまろれにならひ給はぬこゝ地おかしうもありけり。なのりは賣物よびて過ぐるなり。かやうの朝ぼらけ以下は。商人のさまをおもひやるなり。これ多く物いたゞきてありくこと知るべし。又常夏の卷、近江の君の詞。水を汲いたゞきてもつかふまつりなむ。古へ水を汲いたゞきしなり。舊本今昔物語(十六卷第三十三語)。此の尼桶を戴て出行ぬ。水汲に行なめりとみゆ。又(二十卷第六語)。餌袋折櫃云々。下衆女に頂かせて持來り。著聞集(十)。女の川の水をくみてみづからいたゞき行。山家集に。月をいたゞきて道を行といふを。「くみてこそ心しるらめ賤のめが。いたゞく水にやどる月かげ。」源平盛衰記(三)。販女の女御とはされはたれぞ。若し丹後の局の事か。そも桶櫃をいたゞきて物をばよもうらじ。沙石集。北條泰時人々の雜談を聞處。貧しきものゝ妻。われと水を汲いたゞき候ほどに頭には毛一つもなきとこそ承れ云々。また千代野尼無着か開悟通徹の歌は人口にいひふりぬ。犬子集(寬永)。「いたゞく桶にそふるべに皿」と云に(德元)。「いとまなくせがみつかふる一季をり」。一代男(三)。程なく小倉につきて。朝けしきをみるに。木綿かの子の散らし形に。あかねうらをふきかへさせ。こしの帶前結びに。ひら元結ふとくすべらかしに結びさげ。はんきりのあさきをいたゞきつれて。我からぬらす袂まくり手にして。おもひ〳〵に道をいそぐをきけば。是なん此處のさかなうり。だいり小島より出るたゞやうと申いせ詞にやゝといへり。所によりて替りたるをなかし(物類稱呼に。上總にて他の妻をおちやうと云ふ。御女郎の畧語か。伊勢にてつよといふ。下賤の妻を云となり。江戸にて娘をちやうといふも。これらの詞の轉りたる歟。或云。尉と嫗の尉は官名なり。丈なるべしといへり)。夏山雜談に。西國へ下りし時。長門國赤間が關を一見せしに。此處にて魚を賣ものは女なり。平なる桶に魚を入て首にいたゞき。さかなめされよ(よを長く引)といふなり。其の體都の柴賣の女のごとし。土人云。往昔此處にて平家亡びし時。貴賤となく女はこの邊の漁人などに身をよせて魚を賣たるより。今に至りて此風俗なりといへり。房總志料に。長狹郡天津の邊は。女の業に諸魚或は海藻など籃にもり頭に戴き。山中を巡り。米穀と交易す。男は悉く釣徒なれば也。又女郎は山を畑とす。下より望に階の如し。糞汁など酒ぐも女の業にて小桶などにもりて頭に戴き。幾ばくともなく山を上下す。其勞する事なりといへり。今もさありやしらず。(小聰間語にも見えた

れど。そは此書をわがものに取て書たれば證としがたし)。大原女が薪をいたゞけるさま。古へより然あり。建保職人盡にも見えたり。又古き小歌。あの山みさいこの山見さい戴つれた大原木を(鹽尻に。山城國大原より出て。薪を賣女の脛巾の結やう世俗と異なり。昔建禮門院此山に入御ありて。御修行の爲に薪を戴き下山ある。人買べき由いへば。やがてうしろ向せ給ひて見せさせましましゝ餘風にて。はゝきをうしろさまにはき侍ると八瀬の人語りし。かゝる事も亦里俗の傳なりと有り。魚賣も是と同日の談なり)。狂歌咄にも。大原の里は八瀬より一里ばかり北にあり。女はかれ黑く薄げさうし。白布のぼうし赤前たれして。柴木をいたゞき日毎に京に出て。黑木めせと賣ける。人がら山家なれど尋常なり。木がはむといへば後向てみせ侍る。建禮門院芹生にこもり給ひ。人の見奉ることをおもはゆくおぼして打そはみ給ひしおもかげとぞいひ傳ふ。今はさやうのをもなし。唯脛巾をうしろさまにはくを。彼門院の後向せ給ひし餘風といへり。魚賣と同日の談なるべし。此脛の說はひがことなり。建保職人盡。大原人歌。「うき身には數はづかしくゆふはきの。其むすびにもあらばこそあらめ。」判云。大原の里には神の誓にて。男になれたる數を。足のくびに結ふをの侍るとかや。それもあはればむすびめなしとよまれたる云々(かゝる俗故に前にて合せ。後にて結をゝなりしにや。古畫をみるに。桂女その外物うるもの。又常の下づかひ女童まで。みな頭にさゝげ持を常なり。今大原女にのみ殘れるは殊勝の事なり。宗因千句。「水桶にあまりてさつとちりけもと。下女が心やすゞしかるらん」。古き前句付「たらり〳〵と〳〵。首すえておとはの瀧を汲小桶」。江戸にも今より二十年ばかり先までは。樒賣の嫗は。みな笄だてに。樒と荒神松とを包ていたゞきたるものなりし。いつとなく止て今は更になし」といへり。明治二十年のころより。績桶の類を頭にのせ。野鄙なる唄を謠ひて。飴菓子など賣を流行せり。

【屋號】如蘭社話横井時冬の考に。今普く商家に用ふる屋號の起因は。大寶令に。凡市每レ肆立レ標題二行名一(謂肆者市中陳レ物處也。題二行名一者。假如題二標條一云二絹肆布肆一之類也)とあるを始とし。延喜式に。凡市皆每レ鄽立レ牓題レ號。各依二其鄽一貿レ色交關。不レ得二彼此就レ便違越一とありて。東市に。絁鄽。羅鄽。絲鄽。幞頭鄽。巾子鄽。縫衣鄽。帶鄽。紵鄽。布鄽。苧鄽。木綿鄽。櫛鄽。針鄽。沓鄽。韮鄽。筆鄽。墨鄽。丹鄽。珠鄽。玉鄽。藥鄽。太刀鄽。弓鄽。箭鄽。兵具鄽。香鄽。鞍橋鄽。鞍褥鄽。轡鄽。鐙鄽。障泥鄽。鞦鄽。鐵并金器鄽。漆鄽。油鄽。染草鄽。米鄽。木器鄽。麥鄽。鹽醬鄽。索餅鄽。心太鄽。海藻鄽。菓子鄽。蒜鄽。干魚鄽。馬鄽。生魚鄽。海菜鄽の五十一鄽と。西市に。絹鄽。錦綾鄽。絲鄽。綿鄽。紗鄽。橡帛鄽。幞頭鄽。縫衣鄽。裙鄽。帶幡鄽。紵鄽。調布鄽。麻鄽。續麻鄽。櫛鄽。針鄽。韮鄽。雜染鄽。蓑笠鄽。染草鄽。土器鄽。油鄽。米鄽。鹽鄽。未醬鄽。索餅鄽。糖鄽。心太鄽。海藻鄽。菓子鄽。干魚鄽。生魚鄽。牛鄽の三十三鄽を定め給ひし如く。凡商品の名によりて。商鄽を別ちたるぞ。後の世に米屋。鹽屋。呉服屋。酒屋なんど云ふ屋號となりし事にて。これ其濫觴ならんか。其後。鎌倉氏に至りては。所レ謂保々奉行を置て(保檢斷奉行。地奉行)。鎌倉の道路屋舍及び賣買の事を掌らしめ。文永二年。府中に散在する町屋を集めたることありと雖。延喜式の如く。別に鄽名を定めたることなし。されと玄慧法師の庭訓往來に。絹座。炭座。米座。檜物座。千朶積座。相物座。馬商座の七座を擧られしを見れば。鎌倉氏の末つ頃には。專らこの座名を用ひしにや。又室町氏の頃に至りては。屋號の外に。座名も唱へしと見え。大乘院藏寺社雜事記中に。麴屋。檜物座。桶結座。材木座。銅座。油座。カラカサ座。サウメン座等の如きものあり。然れとも。この座てふものは。問屋の如きものにて。屋號とは自ら別の如く覺ゆ。德川氏に至ても。この座名猶殘りて。金座。銀座。朱座。秤衡座なと云ひて。特別に保護を受るものとなせり。兎に角。屋號の起因は。遠く大寶の肆標。延喜の鄽名より出。更に座名となり。遂にこの座名より。屋號を發したることは。疑ふべうもなき事なり。確かに屋號のこと顯れたるは。鈴屋大人か玉勝間に引れたる。中原康富記に。應永二十七年十一月七日壬申。春日祭也。「予依レ爲二分配一早朝南都下向。天蓋大路麴屋着之。史員職行秀等同宿也」とあるを始とす。この麴屋と云ふは。旅人をやどす家にて。この頃。已に旅店にも屋號を用ひしにや。又壬生家文書。永正十七年十二月六日。莊林李助申。知行播州能勢郡西鄕金山本所分長谷分事云々の請文に。千鳥屋饗屋宗顯。こう屋定光。まつこう屋正吉。たんは屋家次。しろかね屋宗久等の屋號見ゆ。其後天文。天正の頃に至ては。專ら用ひられたるものにて。將軍家より。堺の商家へ當たる。借用狀。注文狀等に。櫛屋町小島屋。大小路柏屋。同淡路屋。同天滿屋。同博多屋。其他さゝや壽齋。御ふくやそうりん等の如き。屋號を用ひたることは。室町殿日記に載せたる所にて。天野信景の鹽尻にも。この借用狀を引て。室町氏末葉衰頽のさまを論ひたり。この外。狩野永德の弟子に。俵屋宗達(續本朝畫史)あり。茶人武野紹鷗の弟子に。伊勢屋宗滴。餅屋道善。石津屋宗嬰あり。また茶人千宗易の女婿に。萬代屋宗安(茶人系傳全集 あり。又節用集の著者を以て有名なる。饅頭屋宗次あるか如く。何れも堺の商家にして。

ミセタ
ミセタ

當時事ら屋號を用ひたること明かなりとす。又慶長年中。徳川家康の朱印を得て。海外へ渡航したる商人の人名を記載したる。異國渡航御印帳。堺市尹書留などの書を見るに。姓を用ひたるもの甚少く。屋號を用ひたるもの多し。今其の著しきものを擧くれは。尼崎屋又次郎。高瀬屋新藏。細屋喜齋。皮屋助右衛門。今屋宗忠。大黒屋助左衛門。檜皮屋源兵衛。田邊又左衛門。木屋彌左衛門。茶屋四郎次郎等あり。又絲亂記に。肥前松浦へ入津せんとしたる紅毛船。誤て長崎へ入り。積來りたる白絲を賣らんとすれど。購ふものなく。二年間逗留したるより。奉行小笠原一庵へ哀願して。賣捌かれんことを乞ふや。徳川家康伏見にありて之を聞き。堺の重なる商人を呼よせて。白絲購求を談せし内にも。高石屋宗岸。奈良屋道汐。伊豫屋良干。具足屋宗據。成尾屋宗實。材木屋道二。阿知子屋宗壽。伊丹屋道幾等あり。又薗田守經神主家。慶長十四年の文書に。鶴屋源兵衛。上野館。一木館。和田屋。屋と館と並べ記せり。館も屋の如く用ひしにや。この頃には。公の事にも屋號を用ひしにや。或人の説に。何屋と云ふ家名は。もと暖簾の摸様目じるしより起ると云ひ。又小栗實記に。古は屋號は丸と呼ぶ。今の屋の如く稱す。故に問屋を問丸と云ふとあれど。この説取るに足らざることは。喜多村氏の嬉遊笑覽に論ひある如く。强ち暖簾の摸様目しるしより起るにあらざることは。下に揭けたる七種の屋號あるを見て知るへし。又小栗實記にいへる家號を丸と呼ふ事。ものに見えず。こは只問屋にのみ。丸といふこと見えたるのみならん。風流に屋號を用ひたる始めは。明翰抄に堺連歌師ら名を擧たる中に。宗椿坂東屋。また宗柳牡丹花門弟下田屋。また壽玄高屋。宗哇カキヤ。また主鈎俵屋。宗慶花田屋。また古今傳授の系圖に擧たる中に。玄當淀屋。宗柳下田屋。また奈良連歌師の中に。宣治熊坂屋宗德とあり。是等の稱號によりて。庵號。屋號起りしかば。國學者も屋號を稱したるならんとぞ思はるゝなり。奈良堺の連歌師。多く其地の町人を友とし交り。風流に庵號屋號を用ひしとみゆれば。それに習ひて。町家にも屋號を稱せしか。或は町家の屋號の移りしか。前後詳ならず。よく考ふへしと。栗田寛先生は云はれき。又鈴屋大人の玉勝間に。唐にて某堂。某亭。某軒。某齋などいふと同じことにて。昔は商人のみならず。然るべき學者も好みて付たりと見えて。伊勢の御師にも某屋大夫といふものありしとかや。現に近世の學者中。屋號を用ひしものあり。例へば本居宣長大人の家號を鈴屋といひ。平田篤胤大人の家號を氣吹屋といひ。其他加藤宇萬伎の靜の屋といひ。鈴木朖の離の屋といふか如く風流に好みてつけたるものありたるなり。屋號の起りし源を尋るときは。種々しなあり。先大凡これを七に分ち得べし。第一は其商ふ所の物品によりてとりしもの。第二は祖先或は己れの出たる國名地名等よりとりしもの（或人云ふ。國名地名を用ふるは。其の土地の産物を商ふ故に稱するなりと。姑く書して考正を竢つ）。第三は唯商業の繁昌を期し。福神又はいはひの言よりとりしもの。第四は。草木。魚鳥の名を假りて用ひしもの。第五は。器物の名より取りしもの。第六は。祖先の姓よりとりしもの。第七は。其家に縁ある事柄よりとりしもの等にて。其中尤も古く用ひられしものは。第一のものなり。今試に表を作りて其大略を示すへし。

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七
米屋	越後屋	大黒屋	つる屋	升屋	西村屋	大丸屋
酒屋	駿河屋	ゑびす屋	龜屋	玉屋	森田屋	兩口屋
呉服屋	大阪屋	千年屋	柏屋	樽屋	酒井屋	大文字屋
材木屋	奈良屋	萬代屋	桔梗屋	鍵屋	橋本屋	井桁屋

封建時代には。士。農。工。商と人種を區別し。士人を除けは。其他の者は姓を用ふることを禁したれは。私の往復なとには。便宜の爲め專ら屋號を用ひしなり。しかし町奉行などより公の沙汰するには。決して屋號を用ひたることなしと云ふ。只町年寄の取調書などには。見やすき爲め。屋號を書き加へたることあるのみ。商家にして姓を許さるゝは。大抵一代にして。特別の上納金を出すか。又は多年の功勞あるにあらされは。この特典あることなし。今例を問屋再興（嘉永年間）の時にとるに。かの町年寄なる。館市右衛門。喜多村彦右衛門。樽藤右衛門三家の如きは由緒あるによりて。世襲に姓を用ふることを許されたるも。名主なる熊非理右衛門。石塚三九郎。鈴木市左衛門の如きは。功勞によりて。一代姓を用ふるを許されしのみと云ふ。故に町奉行より一般の商人に對しては。町名と其名を稱せしのみにて。屋號をも用ひざれは。屋號は只商家私に相用ひしものたるに過ぎざるなり。」また嬉遊笑覽にも。今何屋といふ家名は。暖簾の摸様目しるしより起るといへるもの有り。ことごとくさにはあらず。古き家名に納屋。酢屋などいへる有り。それらは何を印につけてさとさせん（是れもな屋はさかなを賣り。酢屋は酢を賣しが家名と成しか）。其の商ふ物によりて。何屋とゝなへ。さて印はさまざま付もしたらん」とあり。

【立賣と云ふ事】又物を持出て店をかまへずして。賣たる處を立賣と呼ぶ。山城名勝志。四條立賣の條に。建武以來追加云禁制。一ヤクチコポチウル事。付。車クレノ商賣四條町の立ウリ云々とあるを引たり。これ車の轅を壞て賣を。車の榑また四條の立賣するを制したるをゝ聞ゆ。立賣いまだ其處の名にてはあらざるなり。終にいひ習ひて其の處をもしか呼しなり。江戸にも京橋に立賣といふ處あり。事跡合考に。古老の物語を記して云。寛文の頃まで樣々の商人おのれ〳〵が賣物を持て立ならび賣たり。刀脇差などの商人辯舌切らして賣たるなり。萬商ひかくのごとし。四谷。本郷。淺草。芝の端々より出て買たる事故。殊の外賑なりし。其後夥しく端々商店出來て自由になり。いつとなく買に來る人なく。物賣絶たり。又立賣と云ふ名はあらねども。是よりさき。慶長の頃。見聞集に。大橋に毎日刀市立しことをいへり。大橋とは今の常盤橋なり。立ながら賣ゆゑ立賣といひたるなり。人倫訓蒙圖彙に。口上商人萬の合藥幷に賣付のたぐひ諸方の市。法會の場等に出て辯舌をもてこれを賣。又は神な警蛇をみせ。繰人形を出し。物まねをして人を集めて是れを商ふ。顏の皮一種の商なり。後にはかく口上商人といふ一種のものとなりぬ。とこれ立賣のさまと見えたり。市に立といふをは即ち是なり。」また同書に。庭訓の抄。七座の店の内。千朶積の座といへるは。何にまれ多く積あげたるにや。林逸が節用集人倫部に。千駄櫃(商人)と出たり。櫃は器物なるを商人の名とするは。一種の櫃ありて用ひ商ひしたるものとしらる。貞室が蕉多言に。千駄櫃をせんだんびつはわろし。これ後世高荷といひしもの是なるべし。松落葉。外記節。現在熊坂に山賊夜盜のしれものら高荷をおとし云々。近き頃高荷といひしものは。木綿を高さ一丈あまりにつみがされしを脊負て市中を賣ありきたるが。安永の頃までありて今は絶たり。享保七年刻。俳度曲は。謠曲を題にして讀たる發句集なり。其中に常陸帶を「藪入におし賣するぞふくさ帶」といふ句ありて。帶うりの圖高荷なり。又下手談義に。木綿賣の高荷ほどなるとぐしき笈を負ひ。風來が志道軒傳に。仰げばいよ〳〵高荷の蚊屋賣といへれば。木綿のみに限らず。帶うり蚊屋賣も高荷なりしとみゆ。老人云。木綿一反づつ段々に積重ね。高さ一丈程にして脊負て賣あるき。買人あれば竹竿をもてあげおろしをして見するなり。高荷うりやみて兩掛にして賣あるきしも。近來はなくなりし。案るに。建保職人歌合十二番。左。商人。戀歌「命にも身にもかへんとおもへども。あふ事なうる市のなきかな」。その畫のさまをみるに。高荷をたんじやくにて負たる男の傘を手に持たり。これそのかみの千駄櫃なるべし。

【ふり賣】又高荷にあらで脊負ありきたる者をひしりといへり。大路を何にても持ありきて賣をふり賣といふ。見聞集に。街道をなかめ居しに。ふり賣とて萬の物を賣むと呼はる。萬治三年己亥正月。振賣の者。年五十歳以上十五歳以下。幷かたは者今度振賣御札被下候。唯今迄振賣仕候者共計。年數僞無之樣。町中吟味仕書上可申、家持札取候事。又は新規に振賣商企札取候者堅停止之事。絹紬。木綿。麻布幷蚊屋。紙帳振賣仕候者に御札被下候間。人數相改書付上可申事(以下虫損)。是は札錢一ヶ年に金一兩づゝ被召上候事。同三月振賣札之覺。きぬ。小間物。木綿。麻。蚊屋。紙帳。右は御札被下御赦免被成候分。。御座。あみ笠。小刀。香具。かはたび。からかさ。木綿足袋。眞綿。ほうれい。きぬ糸。きんちやく絹。布切。帶紙。瀬戸物。。つき米。かうじ。油。鍋。薪。しゆろほうき。物の本。かんぶつ。南ばん菓子。右は跡々より札なしに御赦免被成候分振賣候者。肴。菜さうしたばこ。時々のなり物くわし。鹽。飴。おこし。げた。あしだ。味噌。酢。しやうゆ。とうふ。こんにやく。ところてん。餅。籠。ざる。とうしん。つけぎ。右は五十歳以上十五歳以下片輪者之分札被下(虫損菜さうしとある文字は衍字なり。此頃も菜さうといひ來れり)。古着買。煎茶賣。髪結。右は五十歳以下十五歳以上之者札金出申候。髪結も同時に改め有り。髪結一ヶ年に師匠は金二兩。弟子は一兩づゝ。札錢被召上(是今いふ萬治札なり。後世役人足を出すものは札錢の代りなるべし。これのみ今に札を以株とす)。ほどなく振賣自放になりて。延寶七年未二月十三日。振賣商賣人猥に多出來候由。其聞有之。近日遂吟味。先規の如く札を出し人數改。當年新規に振賣致候者唯今停止。依之先達而知らせ置者也とありて。此後聞えず。遂に廢れたりとみゆ。後にこれをぼていふりといふは訛れり。西鶴織留に。棒手振といへる是なり。今常にも來すしてみ知らぬ商人をふりに來る商人といへるは。いよ〳〵移りたるなり。了意が浮世草子に。家を棒にふりとあるは。今もいふ諺にて。身上唯初一つとなれるをいふなり。富澤町古着やの起立は。友山の落穗集に見えて。兩人づゝにて一人は麻布の袋を肩にかけ。町中を左右に分れ。古着かひありけりとか。元祿十四年十一月。富澤町名主彦左衞門願之通。古着惣代被仰付。同十六年十二月十三日。質屋惣代古着惣代向後相止。享保三年戌十月六日。古金買店ひかへ候者の外。振商賣の者ばかり四百八十五人呼出しあり。これにて人數殘らず相濟候。商物の相場をふれありくに。迷子を呼まれするをも近時に始れるにも非ず。享保三年戊七月十六日。本所。深川筋まよひ子を尋申候由。是は諸色直段高下しらせの爲の由致風聞候云々。

【看板の事】東牖子に云。商賈の招牌も。昔より有來れるは。甚古雅におかし。昆布屋に。不二の山の形を出すは。水からの看板なり。富士は元湖水より出現せし故。水からと云意也。又みづからは不見辛なり。思はざりき山椒の入て辛かりし故。斯名づけしとぞ。京都の白粉屋の看板に。白張の箱かんばんを出す。是は美貌の女子を中高なる顔なりといにしへより稱譽せし故に。凸の字の形を作りて看板とす。風呂屋に矢を出せるはいると云義。」又還魂紙料に。我衣（古老聞書曳尾庵藏）に。天和年中。菓子店の看板に仙臺糒と大師流に書たり。ほしいと讀めり。俗にいふ道明寺なり。元祿の頃より鳥二三羽畫き。本字を失ひ讀ぬにより。脇の方に仙臺糒といふ判を押て。重言にホシイとす。皆原を失ふ」といふと見えたり。按るに。天和より前に。此看板のこともあり。江戸。大坂通し馬延寶八年印本。前句「藁筆になかぬ鳥の色染て。梅朝」。附句「仙臺糒夏をきのふに。調和」（延寶の比より。かの大師樣に書る看板を。俗は鳥とおもひしかば。調和はその俗説を取て鳥といふ句に。糒と附たり。此看板五十年前までは。まれ〲に殘りありしとぞ」とあり。さて招牌の事に付。天保十四年六月中布達に。市中諸商人。諸職人之看板。金銀之箔を押蒔繪梨子地金具めつき金物無用にいたし。木地之看板に墨にて書付。かなもの鐵銅之外一切致間敷旨。先年相觸候處。近來金銀箔押其外彫物等いたし。品々手を込。結構に仕立候趣相聞。不埒之事に候。急度も可申付候處。年古相建候儀故。忘却いたし候儀にも可有之候間。此度は令宥免吟味之不及沙汰候間。右觸に背候分早々相直し。此上右體之儀相聞候はゝ。當人は勿論町役人共迄急度可及沙汰。以來心得違無之樣。此ものともより組々名主共へ不洩樣可申通」とあり。

【店卸の事】俳諧歲時記栞草云。商家にて。去年中金銀の出入算用。又は賣買の利不利の高等を改ためみるを店卸といふ。」今も商家にては必らすなすことなり。

【引札】耳袋に。元祖大木口哲。狐かうやく平藏。油みせ五十嵐屋。共に世話いたしける。大坂屋平六諸風散といふ風藥こしらへ。其頃いまだ引札などゝ申す物なき折から。委細に風を治する譯を認め。初て辻々にて引札いたしける。折ふし風はやりて。此藥夥しく賣ける故。俄に平六身上大になれりといへり」といへり。さて徳川氏大政を奉還してより社會一變し。商業の如きも。各自の意に任せて營みしより。其商賣向きに寄り。他同業者を妨害するの弊を生せしより。明治十七年。農商務省第三十七號。同業組合準則を設けらる。曰く「同業者組合を結び。規約を定め。營業上弊害を矯正するを圖る者不尠候處。往々其目的を達すること能はさる趣に付。今般同業組合準則相定候條。向後組合を設け。規約を作り。認可を請ふ者あるときは此準則に基つき。可取扱此旨相達候事。但認可の都度當省に屆出つへし。同業組合準則。第一條。農工商の業に從事する者にして。同業者或は其營業上の利害を共にする者。組合を設けんとするときは適宜に地區を定め。其地區內同業者四分の三以上の同意を以て規約を作り。管轄廳の認可を請ふ可し。」第二條。同業組合は。同盟中營業上の弊害を矯め。其利益を圖るを以て目的と爲す可し。」第三條。同業組合の規約に揭くへき事項は左の如し。」第一項。組合を組織する業名及組合の名稱。」第二項。組合の地區及事務所の位置。」第三項。目的及方法。」第四項。役員の選擧法及權限。」第五項。會議に關する規程。」第六項。加入者及退去者に關する規程。」第七項。費用の徵收及賦課法。」第八項。違約者處分の方法。」右の外組合に於て必要となす事項。」第四條。組合の設ある地區內に於て。組合員と同業を營む者は。其組合に加盟すへし。但事業の規模及趣向を異にするが爲め。加盟し難きか。或は加盟を拒むへき事情あるときは。管轄廳に申出て其認定を請ふ可し。」第五條。同業組合は同業組合の資格を以て。營利事業を爲すことを得す。」第六條。同業組合は總て其事蹟及費用決算表を每年管轄廳に報告す可し。」第七條。規約を改正する時は更に認可を請ふ可し。」第八條。分立又は合併するときは更に規約を作り。認可を請ふ可し。」第九條。同業組合に於て聯合會を設け。其規約を作るときは。管轄廳の認可を請ふ可し。但其聯合二府縣以上に涉るときは。開會地管轄廳を經由して農商務省の認可を請ふ可し」とあり。

ミセモノ 觀世物。又興行物と云ふ。假に塲所を定めて。衆人の觀覽に供する物なり。其の種類は種々あれど。元治。慶應の頃。以後明治の初まて行はれたる。江戸の觀世物の種類は。吾妻餘波と云ふ書に見えたり。曰く。芝居。相撲。人形芝居。輕業。能。生人形。曲馬。猿芝居。獨樂まはし。居合拔。盲目相撲。力持。碁盤人形（碁盤の上にて人形を舞すもの）。足躍り（太夫は舞臺に仰臥し。其足に面を被せて躍らするもの）。犬芝居。講釋。山雀使ひ。足藝。花鳥茶屋。地迷ひ。菊細工。牛娘。操人形。大道講釋。祭文。豆藏。登るはほにほろ。演者大黑の面を被り。腰の回りに張子の馬を付け。自ら歩して馬の歩むが如くならしめ。小兒に八稜凸鏡を持たしめて。之より覗ひ見せしむ。其の唱ふ拍子に登るはほにほろ〱と言ふなり）。寫し畫。落語。手品。茶番。機り目鏡等なり。然れども右の内居合拔。豆藏。大道講釋の三者は木戸等の設なく。大道にて見するものにて。輕業。手品。獨樂回し。祭文の四者は木

戸を設けざるものあり。其の木戸を設けさる種類を擧げんには。猶獨相撲。砂文字。丹波の國の荒熊。阿呆陀羅經なども含蓄すべし。其後今日までには種々の流行もありて。八幡の藪。玉乘り。パノラマ。劍舞。劍術。火渡り。綱渡り。ろくろ首。水くゞり。薩摩踊。鶏鶏の藝道などあり。維新前には殘酷なる者。猥褻なる者。欺罔に屬する者少からず。即ち各種の畸形廢疾。やれ突けそれ突け。血塊。人魚。大蛇。三足の鷄。兩頭の龜等あり。曾て兩國回向院に善光寺如來の始めて開帳ありし頃。一丈の大いたちなりとて觀世物あり。入りて見れば板に血を付けあり。又駱駝の觀世物とてあるを入りて見れば。大男横になりて樂だ／＼と言ひ居たるありきと云ふ。斯る類は今ならば見物人の許すまじき事なり。

見世物興行に付き。法禁を設けしは。寛文元年十二月。諸見世物芝居は堺町。葺屋町。木挽町五丁目。六丁目のみに限り。勸進相撲及びめつた的ともに市中にて興行するを禁じ。勸進能は町年寄へ斷らしむ。元祿十四年十一月。堺町。木挽町。見物所の外。市中にて獨樂まはしの興行を禁じ。又屋敷方へ行くを禁ず。元文五年閏七月。人馬といふ輕業及び其他の輕業を禁ず。警視廳史稿に曰く。明治十年八月八日。諸觀物の興行を上願する者は興行所建設の日數と。興行日數を區別記載せしむ。同二十八日。在來の建物を用ふるに非ずして。廠屋を設け興行する者は。日沒を限り閉場せしむ。十九年三月十日。角觝及び諸觀物興行場制限を議定す。角觝興行は兩國回向院。其他は公使館及び學校。病院を距る二町以外の地に非れは之を許さす。二町以外と雖も。土地の狀況に依り。或は之を許さす。角觝報知の太皷及び櫓は回向院春秋二期の興行に限りて之を許す。諸觀物興行場は淺草。深川兩公園及び佐竹ケ原本所元津輕邸。其他は公使館。學校。病院を距る二町以外の地に非れは之を許さす。蓋し此要たる。人民の權利に關するを以て制限を一定し。之に據て許否せされは。措置區々に出て。人民の疑惑を招くの患あるに由り。他日取締規則を布くに至るまで。假に此標準に依り。實地を檢査し。其上願を許否するに在り。十八年八月二十五日。本所回向院の外櫓を建て日出前太皷を打つを禁す。仝二十年八月十六日。觀物場閉場の制限に追加す(警察令第十四號)。廠屋を設け。觀物を興行する者は。日沒を限り閉場するの規程に追加するに。一區域を爲せし地に在ては。或は午後十一時に至るまで興行を許可するの項を以てす。

ミソ　味噌は。上下を通し。必須の食料にして。白味噌。赤味噌の二種あり。其製法は喋々を要せすして。世人の知る所なるへし。今其由來および種類。稱呼等のことを錄す。和訓栞云。みそ。倭名抄に。末醬。俗に味醬に作るは轉訛なるよし。されと味醬の字。三代實錄に出たり。或は唐鑑眞和尙の來たりし時。此を食て美なりとして。未曾有と嘆せしより此名ありともいへり。後人酥醐。味噌等の字を造れり。」瓦礫雜考云。味醬は三代實錄四十九卷に。味醬二合と見え。また延喜式神名帳(九卷)。齋宮寮正月三節料の條も。味醬一斗二升と見えたり。和名抄に。高麗醬美蘇云々。俗用二味醬二字一。味宜レ作レ末。何則通俗文有二末楡莢醬一。末者搗末之義也と註したるを。東雅に。高麗醬をよびてみそといひしは。即是高麗の方言によれるなり。雜林類事に據るに。醬曰二密祖一と見えたりといへり(此はよき考なれ共。鹽じりにも同考あり。何れか先なるをしらす)。鷄林類事は宋の孫穆といひし人の韓地のことを誌せる書にて。其中に笠曰レ蓋(音渴)などあるをおもふに。こゝの語のかさといふとおなじ言なるを譯しかれて。かく音註までしるし付たるにや。また白米曰二漢菩薩一といひ。齒刷曰二養支一といへるも。こゝの言に似たり。また茶匙曰二茶戌一といひ。頭巾曰二土捲一といへるなどを通じ考ふるに。漢音を轉訛せるも多しと見ゆ。かの密祖といふも。もと醬字の音訛りたるも知がたし。醬に種々の方ありて。味醬もそれより起りし事論なし。又右に引たる和名抄の文によりて考ふるに。古の味醬は今の玉みそなどの樣に。かたく造りたるものなるべし。その故にこそ。末は末字の誤にて。末は搗末する義なりなどいふ說も出來けめ。同書に末楡莢醬といへる楡はニレといふ樹也。本草に蘇頌曰。楡二月生レ莢。古人采レ仁。以爲二糜羹一。今無二復食者一。惟用二陳老實一作レ醬耳とあるこれなり。これをこゝにても專食料にせしこと。延喜式三十九卷に。楡皮年中雜御菜。並羹等料と見えたり。また【ぬかみそ】を糂汰といふ。つれ／＼草一言芳談の段に。後世を思はんものは糂汰瓶ひとつはもつまじき事なり。このこと砂石集に見えて。春乘坊の語なり。糂は字書に。糂滓也。また雜也とも註し。また汰は淘汰也と註せり。この糂汰は雜穀。或は木の實などをまぜて造る醬なるべし(又今も田舍にはもち米ぬかにてつくるぬかみそあり)。今どぶつけなど異名するぬかみそにはあらず。俗に吝嗇なる人のうへをぬかみそ汁といふ諺も。この糂汰の汁也。今のどぶづけはむかしの人といへども。汁にして喰ふことあたはじ。又となりのじんだみそといふ諺もあり。今も田舍にて橡の實を製して醬を作り。これをじんだと云。橡實をじんだともいふ故に。さは名付といへり。なれとも橡實にて作りたるのみ。じんだといふにはあらざるべし。唐にても。日々醬を食する事。こゝにて味醬くふと同じ。武林舊事曰。杭諺有レ之。杭州人一日吃二三十丈

朮頭一以三十萬家一爲レ率。大約毎二千家一吃二橘槌一分一。合而計レ之則三十丈矣とあるは。人しらず日々すりこ木を食ふこと積れは。夥しき事をいへるなり。そは醬をする故なるべし。」南畝莠言云。天野信景鹽尻に云。今の世味噌の字義しる可らず。或末醬と書。末豉汁の訛歟。按。宋孫穆雞林類事方言云。醬曰二密祖一云々。本朝の俗言。味噌は密祖の音なり。俗高麗の言を用ゐる歟。又僧道本蕭鳴草云。崎陽寄二故園諸君子一詩云。不レ辨二殊方語一。山童在二指揮一。那知二郷思瘦一。但説二味噌肥一（風俗以レ豆爲レ之。土語米梭食能肥レ人）。力レ疾酬二人事一。孤吟羨二鳥飛一。悲哉秋瑟瑟。長憶二舊柴扉一。又かた言といふ古板本に。味噌のから名を東坡とつけたるやうの事は。やさしく侍る。按。三蘇といふ事歟とあり。【味噌汁】北窻瑣談云。味噌汁は。甚だ後世のものなり。唐土にはなしといふ。日本も應仁の頃より以後にもやあらん。それゆゑ内の御膳に。儀式にては味噌汁を用ひらるゝことなし。但し汁にせず味噌のまゝにて食用にせることは。昔よりあることなり。今のひしほのごとく。其のまゝ食せるものなり。味の字往古は味醬と書て。上の畫を長くも。末の字に從がひたるなり。後世あぢはひの字に從がひ來るは。是れも誤まりなりとぞ。内膳司濱島氏の物語なりき。【ほろ味噌】貞丈雜記云、ほろ味噌と云ふ物も。古へよりあり。職人盡歌合に。ほろみそうり見えたり。ほろみそはやきみそをして。日にほして。扨てこまかにきざみて。胡麻。あさのみ。山椒などをきりまぜて。ほろ／＼したるみそなり。また瓦礫雜考にも。今款冬の葉にて造るはろあへといふものは。法論味噌より轉りたる名なり。下學集に。法論味噌。本朝南都法論時用レ之。故曰レ爾。但世俗所レ言也といへり。七十一番職人盡歌合に。ほうろみそうりあり。鹽じりに。法論味噌は。もと南都の制なり。興福寺維摩會十月法論日をわたる。講師等小水のために座をしりぞく事をうしとして。黑豆豉を食ふゆゑに。法論味噌の名ありとかやといへり。凡豆豉に血痢などをば治することは見えたれども。小便を截むることは聞えず。秘傳花鏡銀杏の條に。究竟不レ可二多食一云々。惟舉子廷試煮食。能截二小水一とあるも。進士及第の時。座をたつことをはゞかりてなり。右の事とよく似たり」とあり。【あすか味噌】貞丈雜記云。古今著聞集卷十八（飮食の部）云。式部大夫敦光朝臣のもとへ。奈良なる僧のあすかみそといふ物をもてきたりけるに。いつのほりたるぞととひければ。僧かくなん「きのういでゝけふもてまゐるあすかみそ」。敦光朝臣「みかの原をや過てきつらん」。按するに。あすかみそは。ほうろみその事歟（今はろみそといふなり）。職人盡歌合の繪（土佐光信筆 のほうろみそうりの繪の詞に我れ等もけさ奈良よりきてくるしやとあり。奈良の名物にて昔はあすかみそといふ。後にはほうろ味噌といひならはしたるにや。【鯛味噌】俳諧歲時記栞草云。鯛味噌。鯛味噌は肉味噌と同しく。酒を以て煮熟して食なり。【柚味噌】滑稽雜談。近世編笠柚味噌といふものを作る。柚一箇を二片となし。瓣核を去り。熱湯に投て輕くならしめ。取出し乾し置て。柚味噌に用ふる所の味噌を。其片に盛り包み。編笠の形になし。よく蒸して用ふ。祇園の茶店。關東何某始て製する所也。【鬼みそ】嬉遊笑覽云。太平記八幡託宣條落書に。「唐橋や鹽の小路の燒しこそ。桃井殿は鬼みそをすれ」。【金山寺味噌】嬉遊笑覽云。長崎歲時記正月四日の條。古へより延命寺の僧徒金山寺味噌といふを。曲物につめて檀家へ配る。其製唐土の金山寺より傳へたるよし。家々これを得て珍味とす。」扶桑歲時記云。金山寺豉の製法（和州達磨寺の秘法也。又在家必要にもあり）。大豆一升いりて引わり。皮を去麁と細とをふるひ分へし。大麥一升能しらけ。よく／＼洗水に一宿浸し。右麥と麁抹の大豆とを一つにして蒸し。熟したる時。細末の豆粉を拌せ。土室に入。ねせて麴となす。さて麴塵の付へき一日前に。茄（切て四つとし切たる茄子一升ほと）白瓜（これも香物ほとに切一升ほと）鹽四合。右茄子と瓜とを四合の鹽に合せ。桶に入おしをかけ。一夜置。明日上に出たる水を取。麴をひたし。瓜茄子もおなしにかきませて。桶に入ふたをして。おもしをよくかけ置。毎日一二度かきませ。十日許過て後。茴香。山椒皮。山椒。穗蓼。紫蘇を能ほどに切て拌。又前のごとくふたをして。重石をかけ置。毎日かきませ。七十日過て用へし。三四十日に及へば漸味つくなり。後に加ふる五味は。分量その人の好みによるへし。【玉味噌】山間僻村などにては。之を用ふる者あり。周禮逸編に。乾醬搌製。懸二竈上二三十日。而即熟。碎而煮二五菜一と見えたる。是れ玉味噌の制なるべし。或は赤みそといふ。味噌の稱呼等右の如く多しと雖も。其實は豆醬の一物に過ぎず。此他倘ほ洩たるも多かるべし。

ミソギ 祓除。ミソギといふは。身滌（ミソギ）の義なり。古事記に。伊邪那伎神。黃泉國より還りまして。故吾者爲二御身之禊（ミソギ）一而。到二坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原（カハギハラ）一而禊祓也とあるがもとなり。記傳云。美曾岐は身滌なり。下文に迦豆伎而滌とあるを始て。書紀に當レ滌（ミソギ）二去吾身之濁穢一。また將盪（ミソギ） 滌身之所汚一。また欲レ濯二除其穢惡一など見え。萬葉に潔身。身祓なども書るを以て知べし。今も除服などに。海川邊に出て淸まはり。又許理（コリ）とて水浴ることするは。みな禊の意なり。許理（コリ）は川（カハ）降（オリ）の約まりたるなり。垢離の字をかくは。云に足らぬことなり」といへるがごとし。倘大祓の條

を見るべし。今日祓除は諸神社にて執行さるゝも。東京市內に在りては古來佃島住吉神社に行はるゝを正式とす。今同社にて行ふところの同祠官平岡好文しるすところを左に揭く（風俗畫報二百三十七號に據る）。

【佃島住吉神社の大祓式】當住吉神社の大祓は。古來人口に膾炙して。往時は橋場の和祓。佃の和祓と江戸諸地誌等に揭載せられたり。維新の際。全國大小の神社。年二度の大祓を執行すべき大詔ありて以來。各社に於ても大祓の神事を執行すること世人の知る所となれり。其前に至りては。各社に之を執行するも。普く世人に知られずして。和祓と云へば當社と橋場神明社に限るか如くに云へり。明治二十五年六月三十日。大祓執行の日。獨逸國人法學博士ワイペルト氏。關通孝氏。神事參覽に來り。始より終まで悉く注目して立歸れり。猶其の際式書希望に付一通を認て送付せり。同三十二年十二月三十一日。大祓執行の日。大學教授ドクトルフローレンツ參覽せり。又式書希望に付一通を送付せり。毎年六月二十五六日に至れば。氏子及信徒に形代を配與し。各自生年月男女の別を記し。全身を撫拂ひ氣息をかけて當日神事前までに社殿へ持來らしむ。之を葦筒に入れ。黑木案の上に載す。之を解除律物と稱す。社頭の裝飾は。門前の左右に齋竹を建て注連繩を張り。之に茅輪を懸けり。又本社の正面大川流の岸頭に祓場を設く。凡そ三間四方を圍ひ。四隅に齋竹を立。注連繩を張り。荒薦を敷。八足机を居ゑ。其上に神籬を設く。周圍に忌串を立つ。岸頭に白旗二流を立つ。裝飾畢りて神事執行す。本日祭官役名及人員左の如し。

齋主一人。典禮一人。祝詞師一人。神饌長一人。大麻行事一人。鹽湯行事一人。後執二人。手長（員數一定せず）。神琴師一人。裝飾師二人。伶人（員數一定せず）。右の如く定むると雖も。大概一祭官にして二役以上を兼務奉仕す。神殿祭式。午後三時より裝飾をなし畢り。第一鼓にて神殿に着座。一。先齋主昇殿す（後取隨從して御簾を卷く）。一。次齋主進て御戸を開く（琴師管播警蹕者發聲）。一。次齋主再拜短手。一。次齋主後取復座。一。次神饌を供す。覆面をかけて傳供す。此時奏樂。一。次齋主祝詞を奏す（同神前に進む）。一。次兩段再拜（一同應之）。一。次齋主及一同復座。一。次第二鼓を報す。一同社殿を退き（此中齋主麻葉を持）。茅輪を巡り（左右左と三度）。終て祓場に着く。茅の輪を巡る時古歌を唱ふ。「思ふ事皆つきぬとて麻の葉を。きりにきりても祓つる哉」。「六月のなこしの祓する人は。千と世のいのちのふといふ也」。大祓式（解除律物は黑木案の上に載せ。祓場適宜の所に置く）。一。先鹽湯行事。一。次齋主後取神籬の前に進み坐す。一。次齋主降神詞を奏す（琴師管播警蹕者發聲）。一。次齋主再拜短手。一。次齋主後取復座。一。次大麻を持出す。一。次祝詞師諸人に向て大祓執行の旨を宣る（一同稱唯）。一。次神饌を供す（覆面をかけて傳供す此時奏樂）。一。次齋主祝詞を奏す（一同神籬の前に進み坐す）。一。次兩段兩拜（一同應之）。一。次祝詞師大祓詞を奏す。一。次祝詞師再拜短手。一。次大麻行事。一。次神饌を撤す（此時奏樂）。一。次齋主後取神籬前に進み坐す。一。次齋主再拜短手。一。次齋主昇神詞を奏す（琴師管播警蹕者發聲）。一。次齋主後取復座。一。次神籬を撤す。一。次退手。一。次解除律物を船に積み海中に漕出て之を流し棄つ。右退手を打ち齋主は乘舟せさる祭官と社殿に立歸り再び着座す。一。先齋主昇殿して再拜短手。一。次神饌を撤す（此時奏樂）。一。次齋主進て御戸を閉づ（琴師管播警蹕者發聲）。一。次御簾を垂す。一。次退手。一。次退出。以上

本社に於て奏する祝詞

掛卷毛綾爾畏伎言卷毛綾爾貴伎皇御祖神伊邪那岐大神穢伎醜國乃汚乎掃給牟止爲弖筑紫乃日向乃橘乃小門乃檍原爾御身滌給布時爾所生座留我住吉三前乃大神相殿爾座息長足比賣命東照神祖命五柱乃大神等乃御前爾祠司平岡連好文恐美恐美白左久年毎乃例乃隨爾六月三十日乃大祓乃神事仕奉留止爲弖獻留神饌波比良加爾設備撤神酒波甕和稱盛滿弖岸鰭乃眞魚喫奉弖乞祈奉良波大神等乃敷座須此佃乃島人等及大前爾參出來留諸人八十乃緒乃尚人等乎始弖奉仕留神職乃親族爾至萬代過犯氣牟罪汚乎解除牟止之弖祓都物乎置座爾置足波之弖祓比淸牟留乎祓戸乃大神等止共爾神議々給比弖諸乃枉事罪穢乎根乃國底乃國爾伊吹放佐須良比失比給比弖從今後禍事不令在諸人乃家內平穩爾守幸敝給敝止伊這拜美畏美畏美毛白須

祓場に於て祝詞師諸人に宣る詞

是乃忌場爾集侍禮留人皆我過犯氣牟雜々乃罪事乎祓戸乃大神等海川爾持出弖根乃國底乃國爾伊吹放佐須良比失弖如此失弖婆今日與里始弖罪止云罪波不在止祓給比淸給事乎諸聞食止宣

同齋主奏する祝詞

掛卷畏伎祓戸乃中柱之大神等乃大前爾齋主平岡好文恐美恐美白左久每年乃例乃隨爾仕奉留今日乃此日乃御事爾大神等各母神饌幸給比弖此乃忌場爾打集閉留人等乃過犯氣牟雜々乃罪事乎祓戸乃風乃天乃八重雲

乎吹拂布事乃如久大船乃綱手解放弖大海原爾押放事乃如久餘波無久淸々志久祓給比淸給閇止神饌神酒奉置弖乞祈奉亘久乎美亘爾廣聞食米給閇止畏美畏美白須
（チノキハラフコトノゴトク　オホブネノツナデトキハナチテオホワダノハラニオシハナツコトノゴトクナゴリナク　スガスガシクハラヒタマヒキヨメタマヘトミケミキタテマツリオキテコヒノミマツラクチヲヤマラニヒロラニキコシメシタマヘトカシコミカシコミモマヲス）

大祓是は延喜式八卷(祝詞式)に所載の古文を云ふ。訓讀は祝詞正訓に從ふ。其全文は略之

神饌順序及品目

神殿神饌略圖

- 六　海魚
- 四　箸　米　神酒　甘菜
- 二　箸　米　神酒　辛菜
- 一　箸　米　神酒　甘菜
- 三　箸　米　神酒　辛菜
- 五　箸　米　神酒　甘菜
- 七　海菜
- 八　鳥の子
- 九　鹽　桃　水　枇杷

一箸は柳箸にして耳土器(ミミカハラケ)に載す
一米は小土器に柏葉を敷て盛る
一酒は甕に盛る
一甘菜辛菜は土器に柏葉を敷て盛る
一海魚海菜桃枇杷等も前に同し
一鳥の子は白紙を敷て積む
一鹽は土器に盛る
一水は土器に盛る

祓

- 六　鳥の子
- 四　甘菜

一箸米は上に同じ
一土器は二重にして盃臺に載す
一酒瓶子に盛る
一海魚海菜甘菜辛菜桃枇杷は三寶に柏葉を敷て盛る
一鳥の子鹽水上に同じ

戸神饌略圖

- 二　海魚
- 一　箸　米瓶子　土盃　米瓶子
- 三　海菜
- 五　辛菜
- 七　鹽　桃　水　枇杷

ミダレバコ　巾箱。和漢三才圖會に云倭名抄云。巾箱盛二手巾一之器也。文設俗云打亂匣。按巾箱者無レ蓋匣也。或云。梳レ髮盛二其亂髮一。故曰二亂箱一とあり。又説に。往昔垂髮の頃。女子此の筐を枕上に置き。寢に就く時髮を其の中に入れたるなりと。今は櫛具を入るゝ𥫗とす。

ミチアヘノ　マツリ　道饗祭は。古事記神代に見えたる八衢比古。八衢比賣の神祭にて。季夏と季冬と二度あり。疫神の災を防ぐ祭事といへり。平田氏の古史傳に。八衢比古。八衢比賣。此御名は。道反大神の夜見門(ヨミド)に塞坐(サヤリマ)して。彼國より荒來る物を防き守護たまふ謂より。其御靈をうつして。京を始め諸國にも。四隅の衢に祭るより。負せ奉る御名にて。道饗祭と云は。卽此に生坐る神たちの祭なり。さて此祭のことは。神祇令に。季夏道饗祭(季冬同之)と有て其義解に。卜部等於二京城四隅道上一而祭レ之(卜部とは神祇官に置て卜事を掌らせ賜ふ部の人を云。縣居大人云。此祭は四隅同時に祭れは。卜部四人を用ひらるゝ故に等と云ふか。京城四隅とは。京の外郭の外の四隅なり)言欲レ令二鬼魅之自レ外來者不一レ敢入二京師一(鬼魅とは。和名抄に。醜女を鬼魅部に收たる意にて。豫母都(ヨモツ)國より荒び來る物をはじめ。凡て世に禍を爲し。疫を流行する類の妖物のことを。弘くさせる漢文なり)。故豫迎二於路一而饗遏也。と見えて。六月と十二月との晦日の申時に(かく日時を定給へるは。後の事なるは論なきを。其古はいかに有けむ知らず)。まづ大祓のこと有て。次に此祭あり(さて夜に入て鎭火祭あり)。但し此は年に兩度の常例なるを。また臨時にも

祭ること有て。其は縣居大人說に。國に疫病など起るときは。國堺にて祭り。京に疫の起れる時は。宮城の四隅にて祭る。是をば後に四角四堺の祭と云ふ(寶龜元年六月十一日の紀に。祭二疫神於京師四隅畿內十堺一。また同九年三月の紀に。畿內諸堺祭二疫神一と見え。臨時祭式にも。畿內堺十所。疫神祭あり。また天平七年八月の紀に。太宰府疫死者多云々。長門以還諸國司。守。若內。專成二道饗祭一と有にて。諸國にても。此祭を行ふこと知るへし。」宮城とは內裡の外郭にて。外重のことなり。四堺とは。山城の京にては和泉堺。會坂堺。大枝堺。山崎堺を云と。朝野群載に見えたり。大和の京にては。奈良。立田。大坂。吉野。宇智。宇多などの道のはてどもに。十處あり)と云れたるが如し。さて此祭の祝詞に。高天原爾事始氏(天皇の御大祖と坐す。邇々藝命の天降坐して。此御國を知看しゝことは。高天原に坐す坐竈大神。天照大御神の御儀に事始りて。其御世治看す萬の御政は。やがて天御祖神たちの定め給へる事のまに〳〵。行ひ給ふことなる故にかくは云也)。皇御孫命止稱辭竟奉(此命は。皇御孫に屬る命に非ず。皇御孫の御言と爲てと云意なり。命てふことをつけず。たゝ皇御孫と申せること例いと多し。さて上文を引連けて。高天原に坐す。御祖神たちの事始給ひて。御世知看す皇御孫の御言として。稱辭竟奉ると云はむが如し。然るを文の足らぬげなるは古文なればなり。扨皇御孫とは。邇々藝命より。次々に天皇を申すこと。今更に云までもあらず)。大八衢爾(加茂翁云。八は彌にて。衢の數の多きを云。さて宮城京城などの四隅には。大道の縱橫になれる所あり。そこに此祭は行ふなり)。湯津磐村之如久塞坐(この神たちの功の弘く大なるを。湯津石村にたとへるは。彼千引石の豫美戶に塞れるにも係て云へる文なり)皇神等之前爾申久(皇とは御祖神たちに申すことなるを。其功をたゝへ給ふとては。何れの神にもかく申すこと也)。八衢比古。八衢比賣。久那斗止御名者申氐。稱辭竟奉久波(此文によれば。八衢比古。八衢比賣と申す御名は。衢に祭り給ふより稱へ申せる御名なること著く。また此文にて。八衢比古。八衢比賣とは。道反大神なること論なし。然るを記傳に。伊邪那岐大神の。御禊の處に投棄る御傳に成れりとある。道俣神と云を同神ならむと云れつるは。太しき非說なり)。根國底國與利。麁備疎備來物爾。相率相口會事無久(率とは他よりものする事に。うつり乘るを云ひ。口會とは。先の言ことを受入れて。それに心を同くするを云なり。故この神たちに。夜見より荒び來つる妖物どもの爲すこと。又その言ことに率りて。心を同く爲給ふこと無くとまづ云るなり)下行者下乎守理上行者上乎守理。夜之守日之守爾守

奉齋奉禮止(此處にかく嚴重に齋奉れと令せ給へること。皇御孫の御言ならむも然ることながら。始に高天原爾事始氏と云ひ。終文に天津祝詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟奉る。とあるを合せて考ふるに。根國底國與利と云るより。此までの文は。御孫命の天降坐しゝ時に。天神の此神等を祭らむ時に如此言へと詔傳坐る。太祝詞言のまゝにて。其やがて天神の衢神に令せ給へる御言なるべくぞ思はるゝ。其は上には皇神と申し。御名者申氐と云ひ。下には聞食氏云々。幸閉奉給云々。齋給部止云々。など云へる文どもにかけ合す。此文のみいとも嚴重なるを以て。熟々文意を考ふべし。さて守奉齋奉禮止は皇美麻命をなり)。進幣帛者云々。橫山之如久置所足氏。進宇豆能幣帛乎。平氣久聞食氏。八衢爾。湯津磐村之如久塞坐氏。皇御孫命乎。堅磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給止申。さて餘神々をば。某々の社前にて祭らるゝを。此神たちは。其時々に如此衢に御饗を進りて祭り給ふ故に。此祭の稱を道饗祭とは云ならむ(然るを上に引る義解文に。鬼魅自レ外來者云々。豫迎二於路一而饗遏也とありて。其饗を。外より來る鬼魅に備るよしに解れしは背へり。其はこの御祭の祝詞に。八衢比古。八衢比賣。久那斗神に御饗を奉らるゝ由は見えたれども。鬼魅に備ふるよしは。見えざるにて知られたり。然れば義解文は。既く此祭の古意を心得誤れるものとこそ思はるれ云々。」右いへるにて消饗祭の由來は瞭然たり。公事根源なとにいふ所は。疫神を饗するよしの說なれは。采るに足らず。【辻祭】は。和訓栞に。古へ辻祭の御靈といひしは。道祖の事なり。後には石に彫て道衢に立て。今に東國には間々見ゆ。是を石地藏と混して舊像いつれと分がたし」といへり。この道祖といへるは。古事記神代(上にいへる八衢比古の條)に見えたる。來名戶之祖神の御事なるべし。そは古史傳に。來名戶之祖神。久那斗神。來名戶は久那斗。祖は佐閉と訓へし。即來莫門之塞神と云義にて。かの御杖を投て。自レ此勿レ來と障留め給へる門に成坐れは。如此御名に負坐るなり。塞に祖字をしも書ることは。下に師說を擧て云か如く。漢國にて行神を祖神と云に就て。其意を得て書れたるのみなり(其は和名抄に。道祖。風俗通云。共工氏子好二遠遊一。故其死後祀以爲二祖神一。漢語抄云。道祖佐倍乃加美とあるをも見るべし。和名抄の此文に論べきことあり。其は塞に祖を配て書るは。御紀の作ざまなればいかゞはせむ。彼紀を證して訓を記さむことはさても有へきを。漢國の共工氏と云が子の死たるを祀れりと云を擧て。佐倍神の事とせるは。餘りに畏き漫說なり)。衢立船戶神。岐神。船は借字にて經莫なり。此處を經て來莫と云意なり。戶は字の如し。衢立は(師云人の爲す意

ならば。都伎多都琉と訓へけれど。こは自ら然る意なれば。多都と訓むへし)。彼御杖を投棄たまへる時に衝立たりしかば。如此は云ならむ。また岐字を書るとは。此神の岐に在て守り給ふ意を以て作るなるべし(此事の彼祖神てふもの〻ことに似たるを以て。混に莫思ひそよ。師云。口訣纂疏などに。船戸神を道祖神なりと云ひ。和名抄にも道祖佐倍乃加美とあり。また後に幸神と云は。塞神を訛れる語にて。幸を祈る意とするは附會なり。さて道祖と云文字は。漢國にて行神を祖と云。また其神を旅だちに祭ることをも祖と云。故に此佐倍神に當て。書のみなり。神名の意はいたく異なり。字に惑ふこと勿れ。また和名抄に。道神は多無介乃加美とあるも同く。彼道祖を云なるべし。こは旅ゆく人の手向する神なれば名くるならむ)。といはれたるにて。其事がらを辨ふべし。猶ダウソジムを參看すべし。

ミチノシ　道師は。天武天皇十三年に定められたる。八色の尸の一なり。書紀冬十月己卯朔詔曰。更改二諸氏之族姓一。作二八色之姓一云々。五曰道師とあり。集解に傳二諸技藝一。於二諸道一各可レ爲レ師者。謂二難波藥師。河内畫師之類一。といへれど。古事傳(丹波美知能宇斯王の條)に。美知能宇斯は。書紀に道主とある是なり。欽明紀に。道君と云ることあり。又天武の御世に。八色姓を定められたる第五を道師と云も。道主といふことの古くあるに依て。字を換て新に姓の尸とせられたるなり。道主の道は國を云なり。といへるぞよろしかるべき。

ミヅイハヒ　水祝は。新婚を祝するの俗習にて。其もとは禁厭より出たる事なれども。遂に惡習の弊を生し。幕府にて制禁するに至れり。擁書漫筆云。水祝のことは。日次記事正月尾の條。凡新年萬事稱レ吉といへる所に。有下娶二新婦一者上。則朋友聚二其家一。入二水於桶一。大灌二其人一。是祓除之謂也。日本紀中孝徳帝紀。粗有二其儀一。而後其人設二酒食一。開二浴室一而謝レ之。是謂二水懸振舞一。滑稽雜談一の卷。正月部上に。和俗の去年新に娶し男に。歳首若水を祝とて。水を浴するとあり。是を水いはひ水かけなどいふ。徃昔はなき事也。永祿の頃管領三好が家臣松永彈正が。姪女を我家の寵臣に妻合せし時に。此たはぶれなし初しとかや。年わかき輩。血氣の盛なるに任せて。此戯をなし。身をそこなひ。或は口論闘諍に及事侍る。愼て相止强て好むべからず。近世は心有世風に慣て。水懸のことぶきとて。金銀に濃たる手桶に。鶴龜松竹抔書て。一双にして。新に娶たる男の許へ相送る。是を受納して謝禮のため招請して酒飯をくはせ。水掛振舞と稱す。さもあらんかし。嬰絨輪一の卷正月部に。水かけの祝。去冬新に妻をむかへたる男に水を祝とて。友達相催し。酒肴を携。其家に至て水を祝ひ浴せる也。是も元日よりの事也。同六の卷戀部に。昔東武に殊に盛にありて。互怨讎を含む基となり。喧嘩闘諍不レ止。依て今世嚴制禁と成て。水浴せの名のみ人知れり。倭訓栞美の部上に。後宮名目に。白河院の中宮賢子。入内おはしましての後。御懷胎の御けしきおはしける。つとめてのむ月のころ。[illegible]白藤原師實公參内おはして。ゆくりなく御まがりのたまり水を。主上にうちかけさせおはしける。主上あきれさせおはしけるを。辨内侍これは中宮の御火どまりの料に。殿の祝はせ給ふにて侍らふと奏せられし。是より後例になりて。建武年中に。家毎にはかなき者等まで。此ことぶきをなして。嫁娶過てのつとめての正月には。かならず妻の緣家より。水祝とておこなひ侍る也。大佛物語上卷に。水を人にあびせたがる若殿原の底意のほどは。大形表へあらはれたり。それをいかにといふに。人としては仁義古今に通じ。詩歌管絃の道を常に思ふ故に。たはぶれをたくむべきひまもなく。いつも心は花の春。身をまもるこそは君子なれ。其外血氣の若殿原。或は愚痴の下々凡夫どもは。おのが心はお留守にて。さびしきまゝに惡逆の。留守居の氣分我まゝなれば云々。時しも頃は正月のおみき數々かさなれば。目ぼしの花もちろめく時。此事つのれのおどけ人。回文まはしより合て。水をあびする方便ども。花やかなる高雜談。たがひの心そむく故。水をあびせんあびすまじ。つめ問答のあげくには。大事のむこにあやまちさせ。もみ手でしさる若殿原。本望とげて益もなし。武道傳來記二の卷。身體破る落書の團の段に。正月三日の事なるに若き者集りて。いざ文助に水掛祝といひ出れば。おの〱進で無用といふ人ひとりもなし。血氣の男手分して其拵のほどもなく。金箔置の手桶五十。銀箔の柄杓五十本。衣裝づくしの笠鉾十二本。落書の大團の竹馬壹疋。籠張の立烏帽子。門口に持かけさせ。いはひましての御事と。急度使を立けり。文助聞屆て御返事は是よりと。其の者を歸してしばらく分別する中に。家中是さたにく。見物立かさなり。作り物の風流を。どつと笑て果しけり云々。此義は先年御法度仰わたされしに。今又掟を背者せん議すべし云々。申わたされ。吟味をするに。若手一人も組せざるはなし。兎角はそれなりけりに濟せとて其道具を取おかせ。水も浪風もなく阿波の鳴戸はをさまりぬ。などものに見えたるをよみわたして。そのありさまおもふべし。廣益俗說辨遺編廿八の卷。俳諧渡奉公下卷春部。毛吹草二の卷正月部にもいで。金玉畫府五の卷浮世又兵衛が圖。十二月遊讌卷。などにそのありさまをゑがけり。漢籍にも外國竹枝詞の附錄(昭代叢書卷二十六に載)。八閩の沙起雲が日本雜詠に。綰レ髮塗レ牙已嫁レ郎。瑁梳楉掠坐二蘭房一。

爭ニ將撥水一稱ニ相賀一。索ニ取金錢一買ニ酒漿一。自注に賀ニ人新娶一。以撥レ水爲レ戲。名爲ニ油亞阿一と見え。天竺にもやゝ似たるとありて。根本說一切有部苾芻尼毘奈耶五の卷。媒嫁學處第一に。水授婦者。謂不レ取ニ財物一。女之父母以レ水注ニ彼女夫手中一。而告曰。我今此女與レ汝爲レ妻。汝當ニ善自防護一。勿レ令下ニ他人一輒有中欺犯上。是名ニ水授婦一とあり。武江年表明曆二申歲正月。水あびせの事。自己の屋敷にて。其家の者へあびする事は苦しかるましき旨を令せらる。又元祿元年十月婚禮の時の水あひせ御制禁あり」と見えたり。

ミツギモノ 貢獻は。內外を問はず。其國の產出物を以て。天朝に貢獻するを云ふ。租稅志に上世貢獻別て二と爲す。曰く公獻。曰く私獻。公獻は國邑の衆民よりするもの是なり。私獻は士庶の一己よりするもの是なり。而して一時に止るもの有り。例貢と爲るもの有り。其殊勝特例のものは。之か爲に改元大赦し。及び租調庸を蠲免するもの有り。位階若くは物貨を賜與するものあり。其平常通式のものは以て租調庸に代充るもの有り。官物を以て償與するもの有り。固より一を執て論す可らず」といへり。古來外國諸蕃の我に貢するもの尠しとせず。因て今其歷聖に朝貢するものを。一々舉くるは煩雜に耐へさるを以て。間々之を削省して。其大綱を示すこと左の如し。日本紀云。應神天皇三年。冬十月辛未朔。癸酉。東蝦夷悉朝貢す(案するに。蝦夷朝貢始て此に見はる。爾來屢ば朝貢有るも。餘は之を略す。但其貢物に至ては。得て明徵するなしといへとも。靈龜中蝦夷須賀君古麻比留等の言に。先祖以來昆布を貢獻せりと。是以て概知すへし)。○同十九年。冬十月戊戌朔。幸ニ吉野宮一。時國樔人來朝之。因以ニ醴酒一獻ニ于天皇一。而歌之曰。云々。自レ此之後屢參赴。以獻ニ土毛一。其土毛者。栗菌及年魚之類焉。○仁德天皇四十三年。秋九月庚子朔。依網(ヨサミ)屯倉阿弭古(ツチクラノアビコ)。捕ニ異鳥一獻ニ於天皇一曰。臣每張レ網捕レ鳥。未ニ曾得ニ是鳥之類一。故奇而獻レ之 天皇召ニ酒君一。示レ鳥曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥類多在ニ百濟一。得レ馴而能從レ人。亦捷飛之掠ニ諸鳥一。百濟俗號ニ此鳥一曰ニ俱知一。乃授ニ酒君一令ニ養馴一。未ニ幾時一而得レ馴。酒君則以ニ韋緡一著ニ其足一。以ニ小鈴一著ニ其尾一。居ニ腕上一獻ニ于天皇一(案するに。租稅志考案に異鳥は即ち鷹なり。天武帝四年東國より白鷹を貢せり。職員令に主鷹司有り其例貢たること知るへし。貞觀元年勅して五畿七道の諸國年貢の御鷹を停止す。延喜式に是司を載せす。其既に停廢するに緣るなり」といへり)。○淸寧天皇詔して犬馬の貢獻を禁ず。○推古天皇三年。夏四月。沈水漂ニ着於淡路島一。其大一圍。島人不レ知ニ沈水一。以交レ薪燒ニ於竈一。其煙氣遠薰。則異以獻レ之。○孝德天皇白雉元年。二月庚午朔。戊寅。穴戶國司草壁連醜經。獻ニ白雉一曰。云々。詔曰。四方諸國郡等由ニ天委付一之故。朕總臨而御寓。今我親神祖之所レ知。穴戶國中有ニ此嘉瑞一。所以大ニ赦天下一。改ニ元白雉一。仍禁レ放ニ鷹於穴戶境一。○天智天皇七年秋七月。越國獻ニ燃土與ニ燃水一(按するに。通證に云。燃土今亦た薪と爲す。石炭の類なり。燃水今是を臭水と曰ふ。又三才圖會に云。燃土は石炭に似て同しからすと。蓋し越國は石腦油の出る所。其凝結する物を燃土と爲し。流動するものを燃水と爲すなるへし)。○天武天皇三年。三月庚戌朔。丙辰。對馬國司守忍海造大國言。銀始出ニ于當國一。即貢上。由レ是大國授ニ小錦下位一。凡銀有ニ倭國一。初出ニ于此時一。故悉奉ニ諸神祇一。亦周賜ニ小錦以上大夫等一。○持統天皇五年。秋七月庚午朔。壬申。伊豫國司田中朝臣法麻呂等。獻ニ宇和郡御馬山白銀三斤八兩鉚一籠一。租稅志云。大寶元年。三月對馬島金を貢す。元を建て大寶元年と爲す。○同二年二月歌斐國梓弓五百張を獻す。以て太宰府に充つ(續日本紀。是歲信濃國より梓弓一千二十張を獻し。慶雲元年又一千四百張を獻す。共に以て太宰府に充つ。元慶二年符を相模國に下し。槻弓百枝を採進せしむ。安房は百枝。信濃は梓弓二百枝。但馬は檀弓百枝。備中。備後は共に柘弓百枝なり。神祇式に云。凡そ甲斐。信濃兩國進る所。祈年祭料の雜弓百八十張は。幷に十二月以前に使を差して進上すと併せて此に畧舉す)。凡そ諸國貢獻の物は皆當土の出す所を盡せ。其金銀珠玉皮革羽毛錦罽羅縠紬綾香藥彩色服食器用。及び諸珍異の類は。皆布に准して價を爲り。官物を以て市ひ宛てよ。五十端に過るを得され。其送る所の物は但損壞穢惡無らしむるのみ。事を過して修理し以て勞費を致すことを得され(賦役令。按義解に云。每國一年貢する所の雜物の價直。各五十端に過ることを得さるなりと。集解に據るに本文に各字無し。是れ一國一年貢物の價直五十端に過るを得さるなり。各物に就て之を言ふに非るなり)。元明天皇和銅元年正月十一日。武藏國秩父郡和銅を獻す(續日本紀。按是時改元有り。續紀考證和銅を以て熟銅の義と爲し。五事畧には本邦出す所なるを以て。和銅と稱すと云へり。是より後ち諸國往々銅を出す。貞觀七年。山城國相樂郡舊鑄錢司の地。二十餘所を以て。採銅の地と爲す。元慶元年美作國より銅大十兩を進む。備前國は二斤九兩。主稅式に云。凡そ鑄錢年料の銅鉛は。備中國銅八百斤。長門國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千五百十六斤十兩二分四銖。豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千四百斤每年採送し。即ち鑄錢司の收文を以て官に進め。所司に下して稅帳に勘會せしむ。又主計式に云。凡そ鑄錢年料の銅鉛は。備中長門豐前等の國。每年採て鑄錢司に送り。即ち司の返抄を以て。

調庸の抄帳に勘會すと。其租稅調庸に代進すること。以て徵すへきなり」。聖武天皇天平勝寶元年二月廿二日。陸奧國始て黃金を貢す。是に於て幣を奉して。以て畿內七道の諸社に告く。○同年四月廿二日陸奧守從三位百濟王敬福。黃金九百兩を貢す(續日本紀)。孝謙天皇天平勝寶二年三月十日。駿河國守從五位下楢原造東人等。部內廬原郡多胡浦の濱に於て。黃金を獲て之を獻す(鍊金一分沙金一分)。是に於て東人等に勤臣の姓を賜ふ(續日本紀類聚國史)。○嵯峨天皇弘仁五年三月四日。右大臣從二位兼行皇太弟傅藤原朝臣園人奏す。去し延曆十年[]駕交野に幸す。此時畿內國司の物を獻することを禁す。而るに比年の間。曾て遵行すること无し。國郡の官司必しも其人に非す。言を貢獻に寄て。還て百姓を煩す。穩ならさるの譏相繼て息むこと无し。伏して望む。自今以後一切に禁斷せん。但臣下の志私に供進すること有るものは。禁する限に非さらんと。之を許す(類聚國史)。○光孝天皇仁和三年五月廿六日。太宰府年ことに鸕鷀鳥を貢す。元と陸道より之を進む。中間海道を取り以て路次の煩を省く。事を風浪に寄せ。屢期に違ふを致す。今舊に依り。陸道より入貢せしむ(三代實錄)。按鸕鷀貢進其由て來ること久し。職員令大膳職雜供戶の義解に云。鵜飼江人網引等を謂ふなりと。蓋し鵜をして年魚を捕へしめ。以て御厨に進るなり。本文元と陸道よりするの言に依れは。是より先き。已に例貢と爲れるなり。天延二年。又出羽。能登。佐渡等の國より。年料の鵜を貢すること有り)。○諸國蘇を貢する番次。伊勢國十八壺(七口各大一升十一口各小一升)。尾張國十五壺(五口各大一升十口各小一升)。參河國十四壺(四口各大一升十口各小一升)。遠江國十四壺(四口各大一升十口各小一升)。駿河國十二壺(四口各大一升八口各小一升)。伊豆國七壺(竝に小一升)。甲斐國十壺(竝に小一升)。相摸國十六壺(六口各大一升十口各小一升)。右八箇國を第一番と爲す(丑未年)」。伊賀國七壺(竝に小一升)。武藏國廿壺(七口各大一升十三口各小一升)。安房國十壺(竝に小一升)。上總國十七壺(七口各大一升十口各小一升)。下總國廿壺(八口各大一升十二口各小一升)。常陸國廿壺(十口各大一升十口各小一升)。右六箇國を第二番と爲す(寅申年)」。近江國十八壺(七口各大一升十一口各小一升)。美濃國十七壺(七口各大一升十口各小一升)。信濃國十三壺(五口各大一升八口各小一升)。上野國十三壺(五口各大一升八口各小一升)。下野國十四壺(五口各大一升九口各小一升)。若狹國八壺(竝に小一升)。越前國十五壺(六口各大一升九口各小一升)。加賀國十五壺(六口各大一升九口各小一升)。右八箇國を第三番と爲す(卯酉年)」。能登國九壺(三口各大一升六口各小一升)。越中國十壺(四口各大一升六口各小一升)。越後國十一壺(四口各大一升七口各小一升)。丹波國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。丹後國八壺(二口各大一升六口各小一升)。但馬國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。因幡國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。伯耆國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。出雲國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。石見國八壺(二口各大一升六口各小一升)。右十箇國を第四番と爲す(辰戌年)」。太宰府七十壺(十五口各大一升卅五口各大五合廿口各小一升)。右第五番と爲す(巳亥年)」。播磨國十五壺(六口各大一升九口各小一升)。美作國十一壺(三口各大一升八口各小一升)。備前國十壺(二口各大一升八口各小一升)。備中國十壺(二口各大一升八口各小一升)。備後國七壺(二口各大一升五口各小一升)。安藝國八壺(二口各大一升六口各小一升)。周防國六壺(竝に小一升)。長門國八壺(竝に小一升)。紀伊國七壺(二口各大一升五口各小一升)。淡路國十壺(四口各大一升六口各小一升)。阿波國十壺(四口各大一升六口各小一升)。讃岐國十三壺(五口各大一升八口各小一升)。伊豫國十二壺(四口各大一升八口各小一升)。土佐國十壺(四口各大一升六口各小一升)。右十四箇國を第六番と爲す(午子年)」。凡そ諸國蘇を貢するは。各番次に依り。當年十一月以前に進了る。但出雲國は十二月を限と爲す。輪轉次に隨ひ終て復た始る。其取り得る乳は。肥牛は日に大八合。瘦牛は半を減す。蘇を作るの法。乳大一斗煎して蘇大一升を得。但秣を飼ふは頭別日に四把(民部式。按蘇は酥と同し。牛酪を謂ふ。本文を檢するに。畿內。陸奧。出羽。志摩。飛驒及び佐渡。隱岐等を除くの外。皆之を貢せり。當時已に酥を用るの盛なること想ふ可きなり。)○諸國貢進の菓子。山城國(郁子四擔。蓄子一擔。覆盆子一捧。楊梅子三擔。平栗子十石)。大和國(蓄子一擔。楊梅子二擔。榛子)。河內國(蓄子一擔。覆盆子一捧。楊梅子一擔。椎子一擔。花橘子一擔。蓮根五百六十節。木蓮子)。攝津國(蓄子二擔。覆盆子四擔。楊梅子四擔。花橘子二擔)。和泉國(楊梅子一擔)。伊賀國(甘葛煎一斗)。伊勢國(椎子二擔)。遠江國(甘葛煎二斗。甘子四擔)。駿河國(甘葛煎二斗。甘子七擔)。伊豆國(甘葛煎二斗)。甲斐國(青梨子五擔)。相模國(橘子十擔。甘子)。近江國(郁子二輿籠)。出羽國(甘葛煎二斗)。越前國(甘葛煎一斗。薯蕷二擔。署預子二捧。椎子)。加賀國(甘葛煎)。能登國(甘葛煎)。越中國(甘葛煎一斗)。越後國(甘葛煎一斗)。丹波國(甘葛煎六升。甘栗子二捧。搗栗二石一斗。平栗子。椎子。菱子二捧)。丹後國(甘葛煎一斗)。但馬國(搗栗子七斗。甘葛煎)。因幡國(甘葛煎一斗。平栗子五斗。椎子一擔。梨子二擔。柑子。干棗)。出雲國(甘葛煎二斗)。播磨國(椎子一擔。搗栗子)。美作國(搗栗子七斗。甘

葛煎)。備前國(甘葛煎)。備中國(甘葛煎一斗。諸成)。紀伊國(甘葛煎七升)。阿波國(柑子二輿籠數四百顆、甘葛煎一斗五升)。太宰府(甘葛煎七斗。但水蓮子は筑前國部內の諸山及ひ壹岐等の島出す所の中。好味のものを擇ひ。年中に貢す)。右前件に依り(其數は臨時に增減す)。到るに隨て檢收し。內膳司に付す。但甘葛煎は直に藏人所に進む(大膳式)。○後一條天皇長曆元年四月攝津國能勢郡初て銅を獻す(百錬鈔。扶桑略記。帝王編年記)。○後朱雀天皇長久二年十二月十九日。攝津國始て紺青を獻す(扶桑略記)。また前同書云。中葉以還貢獻のこと寥々たり。其文書に見ゆるもの。僅に源賴朝法皇の寶算を賀して。絹米を獻する等に過きす。足利氏の時復た徵するに足るもの無し。德川氏に至り。參朝拜賀の爲め。物貨を進獻すること。率ね定例有り。今其要を採錄す。○後鳥羽天皇文治二年正月二十一日。總追捕使源賴朝上絹三百匹。國絹五百匹。麞牙。及ひ斑幔六十帖を獻して。法皇六十の寶算を賀す。○同年十月三日。源賴朝貢馬貢金を京師に獻す(東鑑。按是れ藤原秀衡の貢する所にして。賴朝之を傳進するなり。當時諸家の貢物は率ね賴朝傳進するの例と爲す。是他貢馬貢金の事。原書に散見すと雖も。其制見る可きもの無し。因て之を省略す)。○建久元年十一月十三日。源賴朝砂金八百兩。鷲羽二櫃。馬百匹を獻す(東鑑。按神皇正統錄に據るに。是時源賴朝大納言に任せり。是條の進獻は蓋し官に任するを謝するなり)。○後陽成天皇慶長八年二月二十五日。征夷大將軍德川家康參內して天顏を拜し。白銀千枚を奉獻し。百枚を皇太子に獻す(武德編年集成。按太平年表に據るに。是れ其征夷大將軍に任するを謝するか爲めなり。以後德川氏歷代將軍に任すれは。即ち白銀を獻す。皆是例に仍るなり)。○後水尾天皇寬永元年十一月十八日。德川家光令。女御立后を賀し。駿河。尾張。紀伊の三家は各銀五十枚。以下は三四階等級を分て獻上すへし。○十九日德川家光立后を賀して。太刀。馬代銀千枚を獻す。秀忠より銀五百枚。中宮へ銀五百枚を獻す。○三年九月二十日。德川家光皇子降誕を賀して。太刀。銀千枚。中宮に銀三百枚を獻す。○明正天皇寬永七年七月十二日。德川家光御即位を賀して。太刀。馬代銀千兩。綿百把。蠟燭千挺を獻し。又上皇に太刀。馬代銀五百兩。大后に銀五百兩を獻す。○十二月十六日。德川家光仙洞の遷幸を賀して。太刀。馬代銀二百枚。時服十を獻し。又大后に銀百枚。越前綿百把を獻す。秀忠より銀百枚。時服十を獻す。○後光明天皇寬永二十年十月二十九日。德川家光御即位を賀して。太刀。馬代銀五百枚。越前綿五百把。院に太刀。馬代銀二百枚。越前綿五百把。新院に太刀。馬代銀二百枚。越前綿三百把。女院に銀二百枚。越前綿三百把。女二宮に銀百枚。越前綿百把。女三宮に銀五十枚。越前綿百把。女五宮に銀五十枚。今宮に銀五十枚。越前綿百把を獻す。又家綱より太刀。馬代銀三百枚。仙洞に太刀。馬代銀二百枚。新院に銀百枚。卷物十。女院に銀百枚。卷物十。女二。女三の兩宮に各銀五十枚。女五宮に銀三十枚。今宮に銀三十枚を獻す(以上大猷院殿實記)。○東山天皇貞享四年。德川綱吉令。御即位の賀儀として。三拾萬石以上の者は銀三十枚。貳拾九萬石より拾萬石までは二十枚。九萬石より五萬石までは拾枚を禁裏に。又三拾萬石以上の者は銀二十枚。貳拾九萬石より拾萬石までは十枚。九萬石より五萬石までは五枚を。本院新院の兩御所に。又三拾萬石以上の者は銀十枚。貳拾九萬石より拾萬石までは五枚。九萬石より五萬石までは三枚を。中宮御所に獻すへし(令條。按御即位賀儀の獻上概ね是類なり。其餘大同小異に過きさるにより。之を省略す)。德川氏の末途に及ひ。諸藩に令して。禁裏へ國產を貢獻するの制を定む。因て大に侯伯おの〱重職を京師へ派遣し。其封內の產品を獻す。明治維新後のこと。また租稅志云。貢獻の事古來之有り。皇政維新の際。暫く其式を存し。四年に至り一切之を廢止せり。當時各藩主士民社寺の有志競ひ國用を資補せんか爲め金穀を獻納するもの尠からす。五年に至り是れ亦停止す。但學校。病院。水利。堤防等の費用を出すは。地方官をして之を聽許せしめ。尋て賞賜の制を設けり。○今上天皇明治元年十一月十五日。自今家督相續叙任等拜禮參內のときは。太刀一腰を獻上すへし。大二宮御所には乾鯛一箱とす。○二年正月四日。今般女御入內立后あらせられしにより。在京諸侯の獻物は使者を以て奏者所に出すへし。在國在邑の輩は重臣を以て御假建所に於て拜賀し。獻物は奏者所に出すへし。但禁中に太刀一腰とし。大宮御所中宮御所に各乾鯛一箱とす。○十八日達。自今拜賀の獻物は禁中に太刀一腰。大宮御所に各乾鯛一箱とす。○三月六日。十津川鄕士に達。獻上物は總て古例の如くたるへし(按十津川鄕六十个村大和國に在り。古來王家に直隸し。歲時物貨を進獻せり。是時に至り奈良府の管轄と爲し。舊家十人に中士席行政官支配を命し。以て鄕民を管理せしめ。更に此を達令せり)。○四月十九日達。宮堂上諸侯の獻上物は太刀代金貳千匹。乾鯛箱代金千匹とす。中下大夫は太刀代金千匹。乾鯛箱代金三百匹とす。上士は太刀代金五百匹。乾鯛箱代金貳百匹とす。○三年六月廿三日達。自今僧侶の官位住職等により獻上物は總て杉原十帖たるへし。○四年七月十日達。華族元服家督等幷に僧侶の官位住職等により諸獻上物。自今一切停止すへし。○八月十五日達。地方產物獻上のこと自今一切停止すへし。○五年正月二十二日達。從來國恩冥加の爲

ミツキ

め。米。金獻納を願ふもの尠からされとも。自今之を停止す。但郷學を開き病院を興し。或は水利。堤防其他一切の諸工作及ひ濟貧恤窮等の費用を出さんと願ふ者は。地方官に於て聽許すへし。〇九年五月六日内務省(東京。埼玉。盤前。茨城。栃木。福島。宮城。岩手。青森。一府八縣に)達。 諸獻上物は總て停止たるへし。〇十年十月二十四日(官院省に)達。 從來諸官員華族より。圖書幷に諸器物等獻納の賞與は。各廳に於て處分せしも。自今内務省に於て處分するにより。 其時々同省に通知すへし。其賞金は獻品領受の廳より支出するものとす。 但勅奏任官幷に華族は内務省より上申し。太政官に於て其賞品を授與すへし(按十一年四月に至り。一般人民の獻納も亦内務省に通知して處分せしむへきを達せり)。右以上内國貢獻に係ることの大畧なり。外國より貢獻のこと。 また租稅志に詳なれは下に抄出す。外國貢獻は崇神天皇の時に肇り。醍醐天皇の時に訖る。而して其國は即ち任那。三韓。吳國。耽羅。渤海の諸國と爲す。中に就き。三韓の我に服從し。内官家を其地に置きしより。三國貢獻輿る。而して新羅貢額最も多く金銀。彩色。綾羅。縑絹の類。毎歲八十艘に裝載し以て之を輸納す。高麗。百濟は其數得て徵す可らす。抑も三國臣と稱し。其貢職を修ること。凡そ五百有餘年。 其間或は怠曠無きに非すと雖も。多くは貢篚相繼て天府に進納し。内地調貢に異なること無し。 渤海年を經る淺しと雖も。高麗の舊誼を尋き。化に向ふこと最も深く進獻相踵く。 吳國は朝貢稀にして。耽羅は即ち風潮に隨て時に來去するのみ。今併せて之を臚列す。之を要するに外國貢献上下殆と一千年の間。假令ひ史の省闕する所有るも。類例頗る多しと爲す。今一々之を提擧するは。其煩に堪へさるを以て。 天皇御一世ことに一二條を揭錄し。 餘は之を按注に略記す。其他書籍。佛像。佛經。樂器及ひ人物の類の如きは。時に進献有りと雖も。已に例貢の品種にあらす。又瓌奇の珍寶に異なり。因て皆删省に從ふ。 〇崇神天皇六十五年七月。任那國蘇那曷叱知を遣して朝貢す(日本書紀。按本史に載す。任那は筑紫を去る二千餘里。北方海を阻てゝ鷄林の西に在り。垂仁帝二年。使人國に歸る。仍て赤絹百匹を國王に賜ふ。一書に據るに御間城天皇の世に當て朝貢するを以て。其國を名つけて彌摩那と曰ふ。是より後間ま朝貢す下條に具れり)。〇仲哀天皇九年十月。新羅王波沙寐錦。即ち微叱己知波珍干岐を以て質と爲し。仍て金銀彩色及ひ綾羅縑絹を齎らし。八十艘の船に載て官軍に從はしむ。是を以て新羅王常に八十船の調を以て貢す是れ其緣なり。是に於て高麗。百濟二國の王。新羅圖籍を收て降ると聞て。密に其軍勢を伺はしむ即ち勝つへからさるを知り。自ら營外に來り。叩頭して歎して曰く。今より以後永く西蕃と稱して朝貢を絕たすと。故に因て以て内官家を定む是れ所謂三韓なり。〇神功皇后攝政五年三月七日。新羅王汗禮斯伐毛麻利叱智富羅母智等を遣して朝貢す。 〇同四十七年四月。百濟王。久氐彌州流莫古をして朝貢せしむ(日本書紀。按是時新羅調使共に詣る。仍て二國の調物を檢するに。新羅貢物は珍異甚た多く。百濟貢物は少賤にして不良なり。 其故を詰るに久氐等途に迷ひ。新羅の爲めに貢物を劫奪せらるゝの由を申す。是に於て明年師を出し。新羅を伐て之を破り。傍近の諸蕃を平定し。其地を以て百濟に賜ふ。五十一年朝貢す。五十二年又久氏を遣し。七枝刀一口。七子鏡一面及ひ種々の重寶を獻せり)。〇應神天皇十五年八月六日。百濟王阿直岐を遣して良馬二匹を貢す。 〇仁德天皇十一年。新羅人朝貢す(日本書紀。按是歲渠を鑿て海に通し。茨田の堤を築き。以て水患を防く。 新羅人是役に從ふ。十七年に至て朝貢せす。因て之を問はしむ。 新羅懼て調絹一千四百六十匹及種々の雜物併て八十艘を獻す。五十三年又朝貢せす。乃ち竹葉瀨を遣して之を問はしめ。 重て其弟田道を遣し。詔して新羅拒く有は之を擊しむ。田道乃ち擊て之を伏す。是より新羅貢調舊に復す。國史具載せさるものは蓋し之を省略する也。〇十二年七月三日。高麗國鐵盾鐵的を貢す。 〇五十八年十月。吳國高麗國幷に朝貢す(日本書紀。按是歲東晋太和五年に當れり。 先レ是。應神天皇十一年吳主孫皓晋に降り國亡ふ。三十七年國史仍ほ稱す。使を吳に遣すと。 蓋し其地最も我邦に近し因て慣稱に從ふ也)。〇允恭天皇四十二年正月十四日天皇崩す。新羅王聞て驚き憂へ。調船八十艘及種々の樂人八十を貢上す(日本書紀。按史に是後新羅貢上の物色及船數を減するを載す。 而て其減數を擧けす。帝王編年紀に云。崩御の後毎年二艘或る時は之を絕つと。厥後雄畧帝元年より貢を闕くを八年なるを以て。四將を遣し之を伐て其地を定めしむ。是より後復た朝貢す。而して貢額は得て知る可らさる也)。〇雄略天皇六年四月。吳國使を遣して貢獻す(日本書紀一代要記)。 〇同二十三年。百濟調賦常例より益す(日本書紀。按先レ是。高麗兵を發し。 百濟を擊て殆と之を滅す。帝之を聞て久麻那利の地を以て之に賜ふ。時人皆云。百濟亡ふと雖。實に天皇に賴て其國を更造すと。調賦の常例より益は蓋し其殊恩に報する也)。 〇淸寧天皇三年十一月。海表の諸蕃。幷に使を遣して調を進む。〇武烈天皇六年十月。百濟國麻那君を遣して調を進む(日本書紀。按是時百濟年を歷て貢調せさりしを以て。其使を留て還さす。七年に至り。斯我君を遣して調を進め。且上表して曰。前の進調使麻那は。百濟國主の骨族に非す。 故に謹て斯我を遣して朝に奉事せしむと。是れ曾て質

ミツキ

を徵するの事あるに由れる也）。○繼體天皇七年十一月。伴跛國戢支を遣して珍寶を獻し。己汶の地を乞ふ。而して終に國を賜はす（日本書紀。按伴跛は百濟に隣りし小國なり。是より先き百濟上表して云。伴跛國臣か己汶の地を畧奪す。伏して請ふ天恩判して本屬に還らしめよと。此に據れは伴跛曾て百濟の地を畧取し。是に至り。珍寶を獻して允許を乞へるなり。朝廷之を聽さす。後二年百濟の使人來り。己汶の地を賜ふを謝す。乃ち侵地の百濟に還ること知るへきなり）。○安閑天皇元年五月百濟下部脩德嫡德孫上部都德己州己婁等を遣し。來て常調を貢し。別に表を上る。○欽明天皇元年八月。高麗。百濟。新羅。任那。幷に使を遣して貢職を修む（日本書紀。按四年百濟。扶南の財物と。奴二口とを獻し。七年又貢調す。二十一年新羅賦を獻す。饗賜常例に過く。使人大に喜ふ。二十二年調賦を貢す。饗賜減省す。使人怒て還る。二十三年正月新羅伐て任那の官家を滅す。蓋し前年使人を冷待するの故に由る。然とも其歲七月復た調を貢し賦を獻す。高麗は二十三年物幷に表を獻せり）。○敏達天皇三年十一月。新羅使を遣して調を進む（日本書紀。按四年又調を進む。多く常例より益す。併せて多々羅。須奈。和陀。發鬼四邑の調を進む。欽明帝二十三年。新羅任那を滅す。當時廟議興復の策を執て未た果さす。四邑とは其侵地に係るものなり。蓋し新羅自ら罪を知て其貢額を增し。且四邑の調を進るなり。八年調を進む。九年十一年調を進む。共に之を却く。蓋し其任那を滅するの故を以てなり）。○用明天皇二年六月。百濟の調使來朝す。○崇峻天皇元年。百濟國。恩率首信德率蓋文那率福富味身等を遣して調を進む。○推古天皇五年四月朔日。百濟王。王子阿佐を遣して朝貢す（日本書紀。按七年駱駝一匹。驢一匹。羊二頭。白雉一隻を貢せり）。○舒明天皇二年三月朔日。高麗の大使宴子拔。小使若德。百濟の大使恩率素子。小使德率武德共に朝貢す（日本書紀。按十年百濟。新羅。任那竝に朝貢し。十二年百濟。新羅又朝貢せり）。○皇極天皇元年五月十八日百濟の使人調を進む（日本書紀。按二年調使來る。其調と献物を檢するに。前例より欠少す。仍て其故を詰るに。使人等答て云。即今備ふへしと。此に依れは常數に補充して献了すること知るへきなり）。○孝德天皇大化元年七月十日。高麗。百濟。新羅竝に使を遣して調を進む。百濟の調使任那の使と任那の調とを兼ね領す。唯百濟の大使佐平緣福病に遇ひ。津の館に留て京に入らす。百濟の使に詔して曰く。云々。中間任那國を以て百濟に屬け賜ふ。後に三輪栗隈君東人を遣して。任那の國堺を觀察せしむ。是故に百濟王勅に隨ひ。悉く其堺を示す。而るに調は闕くこと有り。是に由て其調を却還せり。任那出す所の物は天皇の明に覽る所なり。夫れ自今以後貝に國と出たす所の調とを題すへし。汝佐平等面を易へすして來り。早く須らく明に報すへし（日本書紀。按二年高麗。百濟。新羅。任那竝に調賦を貢獻す。是歲任那の調を罷む。其國小にして疲弊へ。貢進に堪へさるを以てなり。三年正月高麗。新羅調賦を貢獻し。十二月新羅又使を遣し。我博士小德高向黑麻呂等を送り來て。孔雀鸚鵡各一隻を獻す。四年及ひ白雉元年。新羅又貢調す。二年六月百濟。新羅調を貢し物を獻す。十二月新羅又調を貢す。是時朝廷使人の唐服を着るを惡み。訶責して追還す。蓋し併せて貢物を却るなり。三年。四年百濟。新羅共に調を貢し。物を獻す。本史一書に據るに。天皇の世。高麗。百濟。新羅。三國每年使を遣して貢獻せり）。○齊明天皇元年。高麗。百濟。新羅幷に使を遣して調を進む（日本書紀。按二年八月。高麗調を進む。九月高麗。百濟。新羅竝に調を進む。是後帝の世を終るまて。三國の貢調復た史に見す。蓋し其騷亂有に由れる也）。○同七年五月廿三日。耽羅始て王子阿波伎等を遣して貢獻す（日本書紀。按書紀通證に隋書百濟傳を引て云。耽羅は百濟の附庸なりと。今朝鮮の濟州島即ち是なり）。○天智天皇元年六月二十八日。百濟。建率。萬智等を遣して。調を進め物を獻す（日本書紀。按二年調を進む。是歲新羅唐國と兵を會し。百濟を伐つ。朝廷將を遣り之を救ふ。利あらずして還る。遂に唐國の爲に滅せらる。而るに七年調を進む。蓋し敗亡の餘遺臣の舊職を修るに過きさるなり。十年に及ひ調を進ること二次にして止む。款附の初めより四百七十二年にして而して絕ゆ）。○同三年五月十七日。百濟の鎭將劉仁願。朝散大夫。郭務悰等を遣し。表函と獻物とを進む（日本書紀。按書紀集解に。唐書劉仁軌の傳を引て云。顯慶五年初め蘇定方既に百濟を平け。郞將劉仁願を留て其城を守らしむと。本條は即ち其進獻に係れるなり）。○同五年正月十一日。高麗前部能婁等を遣して調を進む。是日耽羅王。子始如等を遣して貢獻す（日本書紀。按是歲十月。高麗調を進め。七年七月又調を進む。十月に至り唐國の爲に滅せられて。十年又調を進む。蓋し餘臣の爲す所に出るなり。其後神龜四年より朝貢相續き。國號を改めて渤海と曰ふ。下條に詳なり。耽羅は六年。八年貢献せり）。○七年九月十二日。新羅。沙喙。沙飡。金東嚴等を遣して調を進む（日本書紀。按八年調を進む。十年六月調を進め。別に水牛一頭。山雞一隻を献し。十月又調を進めり）。○天武天皇元年三月廿一日。郭務悰等再拜して書函と信物とを進む（日本書紀。按天智帝の十年務悰等六百人筑紫に來る。是に至て使を遣して先帝の喪を告けしむ。因て遙拜して之を進献するなり）。○五月二十八日。高麗前部富加抃等を遣して調を進む（日

本書紀。按高麗巳に唐國に降れり。而るに二年。四年。五年。八年。九年朝貢し。十一年に至り方物を献し。而して止む。款附の初より四百八十三年にして絕ゆ)。○二年閏六月八日。耽羅王子。久麻藝都羅宇麻等を遣はして朝貢す。○四年二月。新羅王子忠元。大監級飡金比蘇。大監奈末金天冲。弟監大麻朴武麻。弟監大舍金洛水等を遣はして調を進む(日本書紀。按是歲三月調を進め。五年政を請し。調を進む。七年調使海中風に逢て來らす。八年朝貢し。九年。十年。十二年竝に調を進め。十四年五月種々の寶物を献し。十一月政を請し。調を進む。其八年の調物は。金。銀。鐵。鼎。錦。布。皮。馬。狗。騾。駱駝の類にして。別に天皇。皇后。太子に金。銀。刀。旗の類を献し。十年は金。銀。銅。鐵。錦。絹。鹿皮細布の類にして。亦別に天皇。皇后。太子に金。銀。霞錦。幡。皮の類を献し。朱鳥元年又調を進め。筑紫より細馬一匹。騾一頭。犬二頭。鏤金器。及び金。銀。霞錦。綾羅。虎。豹の皮。及び藥物の類。併せて百餘種を貢上す。亦智祥健勳等別に献ずる物は。金。銀。霞錦。綾羅。金器。屏風。鞍。皮。絹布。藥物の類。各六十餘種にして。別に皇后。皇太子及び諸親王等に献するの物各數有り)。○持統天皇元年九月二十三日。新羅王子金霜林。級飡金薩摹。及び級飡金仁述。大舍蘇陽信等を遣して。國政を奏請し。且調賦を献す(日本書紀。按二年二月。太宰府より。新羅の調賦。金。銀。絹布。皮。銅。鐵の類十餘物。竝に別に献する所の佛像種々の彩絹。鳥。馬の類十餘種。及び霜林の献する所。金。銀。彩色。種々珍異の物。併せて八十餘物を献す。三年新羅使を遣して天武帝の大喪を奉弔し。併せて金。銅の佛像。綵帛錦綾を献す。是時弔禮の舊格に依らす。且調船の一艘に止るを以て。詔を下して之を責め。其使を却く。六年又調を進む。九年王子調使と共に來朝し。國政を奏請し。調を進め。物を献す。允恭帝の末年以來貢額を減し。此に至り僅に一艘と爲す。其慢尤も甚し。六年。九年は蓋し其舊に復せしなり)。○二年八月二十五日。新羅王佐平加羅を遣し來て。方物を献す(日本書記)。○文武天皇二年正月三日。新羅の使一吉飡金弼等調物を貢す。○元正天皇和銅二年五月二十日。新羅の使金信福等方物を貢す。○元正天皇養老三年閏七月七日。新羅の使人等。調物竝に騾馬の牡。牝各一匹を貢す(續日本紀。按五年十二月貢調使一吉飡金乾安等。筑紫に來る。太上天皇の登遐に因り。太宰府より放還す。七年又來貢せり)。○聖武天皇神龜三年六月五日。天皇軒に臨む。新羅の使金長孫等。拜朝して種々の財物。竝に鸚鵡一口。鴝鵒一口。蜀狗一口。獵狗一口。驢二頭。騾二頭を進め。仍て來朝の年期を奏請す。詔して許すに三年一度を以てす。七年新羅の使京に入る。國號を改て王城國と曰ふ。由て其使を却く。十年朝廷使を太宰府に遣して。饗を新羅の使人に賜ふ。而るに貢調の事見えす。十五年調使來る。調を改て土毛と稱し。書尾に物數を注す。舊例に違ふを以て之を却く)。○五年正月十七日。天皇中宮に御す。高齊德等其王の書。竝に方物を上る(續日本紀。按是れ渤海國使を遣して朝貢するなり。渤海は高麗の故地とす。天智帝の時高麗唐に降る。是に至り尋て貢職を修るなり。天平十一年又方物を上れり。○孝謙天皇天平勝寶四年六月十四日。新羅王子金泰廉等拜朝し。併せて貢調す。因て奏して曰く。新羅國王日本に照臨する天皇の朝廷に言す。新羅國は遠朝より始め世々絕えす。舟楫竝び連り來て國家に奉せり。今國王親ら來朝して御調を貢進せんと欲す。而るに顧念するに。一日主无れは國政絕亂せん。是を以て王子阿韓飡泰廉を遣し。王に代り首と爲り。使下三百七十餘人を率て入朝し。兼て種々の御調を貢せしむ。謹て以て申聞す(續日本紀。按是時詔報して曰く。新羅國遠朝より始り。世々絕えす國家に供奉せり。今復た王子泰廉を遣し入朝し。兼て御調を貢せしむ。王の勤誠朕嘉みする有り。自今長遠當に撫存を加ふへしと。泰廉奏言す。普天の下王土に匪る無く。率土の濱王臣に匪る無し。泰廉幸に聖世に逢ひ。來朝して供奉す。歡慶に勝へす。私に自ら備る所國土の微物。謹て以て奉進す。詔報有て泰廉奉する所を納れしむ。已に饗宴を賜ひ。詔を下して曰く。新羅國來て朝廷に奉するもの。氣長足媛皇太后彼國を平定せしより始り。以て今に至るまて我か藩たり。而るに前王承慶大夫思恭等。言行怠慢にして恒禮を闕失す。由て使を貢し。罪を問はしめんと欲するの間。今彼王軒英前過を改め悔い。親ら來庭せんことを冀ふ。國政を顧るか爲に因て王子泰廉等を遣し。代て入朝せしめ。兼て御調を貢す。朕所以に勤欵を嘉歡し。位を進め。物を賜ふ。又詔す。自今以後國王親ら來らは。宜く以て辭奏すへし。如し餘人をして入朝せしめは。必す表文を賚らさしむへしと。蓋し是より復た謹順にして舊職に遵ふなり)。○五年五月二十五日渤海の使輔國大將軍慕施蒙等拜朝し。竝に信物を貢す。奏して曰く。渤海王日本に照臨する聖天皇の朝に言す。使命を賜はさること已に十餘歲を經たり。是を以て慕施蒙等七十五人を遣し。國の信物を賚らし闕庭に奉献す(續日本紀。按是時使人蕃に還るに及て。國王に璽書を賜ふて曰く。云々。但來啓を省るに。臣名を稱する無し。仍て高麗の舊記を尋るに。國平くの日。上表の文に云。族は則ち兄弟。義は則ち君臣。或は援兵を乞ひ。或は踐祚を賀す。朝聘の恒式を修め。忠欵の懇誠を効す。故に先朝貞節を善し。待つに殊恩を以てす。榮命の隆。日に新にして絕る無し。想ふに

ミツキ

ミツキ

之を知る所ならん。何ぞ一二言ふに暇あらん。是に由て先回の後。既に勅書を賜へり。何ぞ其れ今歳の朝重て上表無き。禮を以て進退する彼此共に同し。王熟思せよと。蓋し以て其怠慢に流れんことを防くなり）。〇淳仁天皇天平寶字三年正月三日。帝軒に臨む。高麗の使楊承慶等方物を献す。奏して曰く。高麗國王大欽茂言す。承り聞く。日本に在ます。八方に照臨する聖明皇帝天宮に登遐すと。攀號感慕して默止すること能はす。是を以て輔國將軍楊承慶。歸德將軍楊泰師等を差し。表文並に常貢の物を齎らして入朝せしむ（續日本紀。按是れ則ち渤海國なり。其高麗と書するは舊號に遵ふなり。四年。七年又方物を貢せり）。〇四年九月十六日。新羅國級飡金貞卷を遣して朝貢す（續日本紀。按是時藤原惠美朝臣朝獦をして。來朝の由を問はしむ。貞卷言す。職貢を修めす。久く年月を積む。是を以て本國の王御調を齎らし貢進せしむと。又問ふ。凡そ玉帛を執り。朝聘を行ふものは。本と以て忠信を副し。禮義を通するなり。新羅既に忠信無く。又禮義を闕く。本を棄て末を行ふ。我か國の賤む所なり。是に於て貞卷に告て曰く。使人輕微にして賓待するに足らす。宜く此より却き廻り。汝か本國に報すへし。專對の人。忠信の禮。仍舊の調。明驗の言を以て四者備具し。乃ち宜く來朝すへし云々。七年級飡金體信已下二百十一人を遣し朝貢す。左少辨大原眞人。今城讃岐介。地原公禾守等を遣し。問はしむるに。貞卷に約束する旨を以てす。體信言す。國王の教を承け。唯調是れ貢す。餘事に至ては敢て知る所にあらすと。是に於て今城告て曰く。乾政官處分す。此行使人は喚て京都に入れ。常の如く遇すへし。然るに使等貞卷に約束するの旨曾て申す所無く。仍ほ稱す但常貢を齎らし。入朝す。自外は知る所にあらすと。是れ乃ち使たるの人宜く言ふへき所にあらす。自今以後王子に非されは。執政大夫等をして入朝せしめよ。宜く此狀を以て汝か國王に告知すへしと。然るに猶是宣諭を欽奉せさるなり）。〇光仁天皇寶龜八年四月二十二日。渤海の使史都蒙等方物を貢す。奏して曰く。渤海國王遠世より始り供奉絶えす。又國使壹萬福歸り來て承り聞く。聖皇新に天下に臨むと。歡慶に勝へす。登時獻可大夫司賓少令開國男。史都蒙を遣し入朝し。並に國信を戴荷せしめ。天闕に拜奉す（續日本紀。按是より先き。三年及四年來朝す。表文の例に違ふを以て其信物を併せて之を却く。但四年は使人に祿及ひ路粮を賜て放還し。且王に璽書を賜ひ。前咎を悔悛し。述職舊に依らしむ。是に至て朝貢し。十年に及て又方物を獻せり）。〇同十一年正月五日。新羅の使方物を獻す。仍て奏して曰く。新羅國王言す。夫れ新羅は開國以降。仰て聖朝世々天皇の恩化に頼り。舟楫を乾さす。御調

ミツキ

を貢奉すること年紀久し。然るに近代以來。境内姦寇ありて入朝を獲す。是を以て。謹て薩飡金蘭蓀級飡金巖等を遣して御調を貢し。兼て元正を賀す（續日本紀。按是より先き。寶龜元年使使附貢の事あり。五年禮府卿沙飡金三玄等を使とし。舊好を修め。毎に相聘問するを請ひ。併せて國の信物を進む。朝廷其舊例に違ひ。調を信物と稱し。朝を修好と爲すを以て。勅して其無禮を責め。之を放還す。而して新羅朝貢是歲に畢る。降服の初より百七十餘年にして而して絶ゆ）。〇桓武天皇延曆十五年四月二十七日。渤海國使を遣して方物を獻す（類聚國史。按是歲皇朝使人御長眞人廣岳渤海より還る。國王の表文及ひ土物を奉進す。十七年方物を貢す。十八年還使附貢の事あり。二十三年勅す。比年渤海國使の來着。多くは能登國に在り。停宿の處疎漏有るへからす。宜く早く客院を造るへしと。以て朝貢の頻々たるを見るへし。然とも帝の世を終るまて。國史載る所此に止る。史の省闕に由れるなり）。〇嵯峨天皇弘仁元年九月二十九日。渤海國使を遣して方物を獻す（日本後紀）。〇醍醐天皇延喜二十年五月十一日。渤海國使裴璆八省院に於て。啓書幷に信物等を進む（日本紀略。扶桑略記。按渤海朝貢此に畢る。神龜四年始て朝貢せしより。百九十餘年にして。而して絶ゆ。其間歷朝彼國の使人至り。啓書信物等を進獻するもの有りと雖も。其の禮を備へさるものは。概ね之を省略す）。また云。中葉以降外國朝貢のこと寥々たり。文永中朝鮮國使を遣して國書方物を獻し。應永中又之を獻せり。其餘間ま來舶有るも商船漂到に過きさるのみ。文祿元年に至り。豐臣秀吉朝鮮國朝貢せさるを責て。之を伐つ。爾來其方物を獻す。尋て通商を許せし阿蘭陀。東埔寨等の諸國も亦方物を獻せり。後諸國の交通を禁すれとも。唯阿蘭陀。朝鮮等は舊に依る。安政中諸國と交通を約せしより貢獻の事全く廢絶せり）。〇後陽成天皇慶長八年十月東埔寨國王より。獅角八個鹿皮三百張孔雀一隻を獻す（東照宮實記。按原書に據るに。是時東埔寨國叛人有り。之を征討せんか爲め。戎器を我に請ふ。因て是獻有り。乃ち其請を許して。太刀若干を與へり）。〇十二年五月六日。朝鮮國使者を以て鷹五十連。人參二百斤。蠟段二百匹。白苧布三十匹。白綿布九十匹。黑麻布三十匹。花文蓆二十張。白紙九十卷。青皮十張。虎皮三十張。豹皮二十張を獻す。〇十四年七月十一日。阿蘭人印子盃二個。絲三百五十斤。鉛三千斤。象牙二個を獻す。〇十月呂宋國より金襴二端。繻子七端。繻珍三端。羅紗二端。純子五端。葡萄酒二壺を獻す（以上台德院殿實記）。〇十五年九月九日。安南國より沈香木の柱十二本。象牙二個。糖水十壺。沈香十斤。鸚鵡一羽。孔雀一羽。金雞一羽。紋綃二匹を獻す（慶長年錄。按原書に據るに。

當時海外諸國本邦に白銀多き說を唱ふ。安南國因て通商を請ひ。乃ち是獻有りしなり）。○後水尾天皇慶長十七年七月晦日。暹邏國人段子。緋羅。鮫皮等を獻す（武德編年集成）。○寛永四年十一月五日。臺灣人虎皮五張。毛氈二十張。孔雀尾二十を獻す。○明正天皇寛永十一年二月十五日。阿媽港人。白絲。白まがひ絲。紅絲繻珍。たびい筋繻珍。黑繻珍。緋繻子。緋紗。綾。太白綸子。赤熊皮。麝香を獻す（大猷院殿實記）。○十九年十一月十五日。阿蘭陀人ヘイタラバサル珊瑚珠。遠眼鏡。龍腦。ハルセ金入縮緬。繻珍。棧留縞。小羅紗。樟腦。黑羅紗。花毛氈を獻す。又枝珊瑚珠。大葦。毛氈。紋天鵞絨。琥珀。盃。同香合。曲鏡の綺。曲遠眼鏡等を獻す（寛永錄）。以上租稅志所載を略抄せるなり。琉球は實際朝貢の國なりしも。其他の外國の貢獻と稱するものは。敢て附庸の國に非さる交易品をも。史家の漫りに貢獻と記せし者にして。勿論相當の價に對する品を。返酬として與へしなり。我が國より。支那の朝廷に物を贈りて。彼の物品を得たるも。彼國にては。之を日本朝貢すと記し居るなり。德川氏の時。諸侯より將軍に獻ずる品は。例年一定し居りて。武鑑に之を明記せり。

ミツケ 見附。（ジヤウクワクを見よ）。

ミヅコヒドリ 水乞鳥。中島廣足が云く。此鳥の事古歌によめるは。伊勢集「夏の日のもゆる思ひのわびしきに。水乞とりのねをのみぞなく」。夫木抄寂蓮「山の井のむすぶ雫や濁るらん。水乞鳥のあらぬけしきを」。山家集「山さとは谷の筧の絶々に。みつ乞鳥の聲きこゆなり」。散木集。寄鳥戀「君をおきてこと戀するかおく山にみつこひとりの水こふがごと」。現存六帖知家卿「袖にみつよはの涙を尋ねこて。水乞鳥のひとりなくらん」。狹衣物語「あつさのわりなきほとに。水乞鳥にもおとらすこがれ給ふを云々。などあれど。いかなる鳥ともしられぬを。伴信友翁に問たるに。答に「色葉字類抄。鴗。續字彙補。鴗。與レ鴿同云々。鴗は雀より大にして色青云云。布還切。大鳩なり。方言斑鳩。作二鴶鳩一。和名抄。斑鳩（伊加流加）貌似レ鴿。白喙也云云。觜大尾短者也。斑鳩は俗に豆まはし。豆たゝきなどいふ鳥なり。此鳥ことに水を好み飮むものなり。日本紀畧永祚二年二月二日。怪鳥入レ宮不レ知二其名一云々。體如二水乞鳥一云々。」とありと見えたり。

ミヅサキ アムナイ 水先案內は。明治九年十二月第五十八號布告を以て。西洋形水先免狀規則を制定し。十一年十二月第三十七號布告を以て之を改正し。三十二年三月法律第六十三號を以て。水先法を定め前令を廢す。猶カイ井ムの條を見るべし

ミヅスマシ 鼓虫は。黑く小き甲蟲にして。淸き池小溝などの水面を回りて輪を畫くこと數十回。時に岸又は萍に止りて休む。又時として空中に飛び去ることあり。一名まひ〳〵と云ふ。此の虫と水馬と混淆せること久し。水馬は畿內にては水すましと呼ぶ由なれど。江戸にては。あめんぼうと云へり。水上を跳れ走る翅虫なり。嬉遊笑覽に云く。水馬を。物類稱呼に。畿內にて水すまし。又かつをむし。江戸にてゝふま云々とあり。是は大なる蚊に似て。足高く水上を走る蟲なり。小兒これをあめんぼうといふは。捕へてこれを嗅に。飴の臭氣あるもの也。故に西國にてはぢおうせん（地黃煎にてあめのこと也）ともいふ。今小兒の戲に。鉄瓦。または薄く扁なる小石。介殼などを拾ひとりて。水面にむかひ横ざまに擲てば。水のうへを縫ふがごとく出沒して飛ゆくを。ちやうまやろと云。今按に。ちやうまは打瓦の誤なるべし（孟陽擲瓦は蒙求にも出て。人のしることなれはいふに及ばず）。升菴外集（六十三）。宋世寒食有二拋墻之戲一。兒童飛二瓦石一之戲若二今之打瓦一也。梅都官禁煙詩。窈窕踏歌相二把袂一。輕浮賭レ勝各飛レ墻。云々（物類稱呼に。蝶を相撲。及下野。陸奥にて。てふまといふとあるを見れば。瓦石を水上に飛ばすこと。蝶のとぶかたちに似たる故。かく名づくるかともおもへど。猶さにはあらざるべし）。といへる是なり。又打馬といふこともあれど。そは雙六の類の戲なり。藝林學山に。李易安打馬序を引て云。彩選打馬特爲二閨房雅戲一といひ。五雜組に。李易安打馬之戲與二摴蒱一略似といへり。摴蒱は双六のことなり。しかあれば打瓦とは大に異なるもの也。一說に。ちやうまやろと云を。打瓦とおもへるもわろしとあり。ちやうまやろはこれにて。石の飛さま。水馬蟲の躍るが如く。又その蟲を追やればなり。

ミヅチヤウ 御圖帳は。民部省圖にて。俗に水帳ともいふ。和訓栞に云。みづちやう。村々にあるもの也。御圖帳なるべし。民部省の圖帳を呼しなり。朝野群載に。田圖戸籍と見えたる意なるべし云々。また農政座右に。續日本紀。天平十年。令下天下諸國造二國郡圖一進上。日本後紀。延曆十五年勅。諸國地圖事蹟。宜二更令レ作レ之。職原抄民部省の條に。又有二圖帳國郡牓示一。誠以明白。謂二之民部省圖帳一。中山信名曰。以上の說を考合するに。國郡の圖ありて。其間に郡鄕の牓示。並租稅貢賦のことなと。つはらにのせたる者なるべし。凡民部省圖帳と云もの。今に僅かに存せるものあれど。皆信しかたきものなり。予も試に一二を寫藏せり。始に大日本國五畿內。攝津國民部少圖帳とあり。一紙の終りごとに。元亨二年十月。下吏曰。下民部省史生源忠勝。史生秦行宗とあり。疑ふべし。田園類說曰。或書に水帳は御圖帳と書

べし。民部省の大闘帳と云ふをなりと見ゆ。按に。検地帳を水帳と書を。土地を水土と云故(下畧)なりと云ひ。又田は水を第一とする故なりと云。何れも附會の説なり。御圖と水と和訓同きゆゑ。いつとなく書ちがひしならん。秀按に書ちがひにはあらず。文字假借せるを。この類外にもあるをなり(又地詰帳。地押帳と云あり。これは田畑上中下の石盛有來る通にて。田畑の廣狹のみ竿を入。増減せる帳面なり)。といへり。和訓栞にも水帳と書くは誤なるべしといへれど。この説の如く假借にて。誤にはあらざるべし。

ミツバイ丼ム 密賣淫 とは。公許を經ざるの賣色婦なり。密賣婬は古來より嚴禁なれども。今日なほ其律に觸るゝ女子多し。嬉遊笑覽に云。隱れて色を鬻ぐものを。漢土にも。後世娼妓天下に滿つ。西京の教坊官その税を收むるを。脂粉錢といふ。本邦には。昔より彼脂粉錢の如きをなきかず。されば和名抄にも。遊女を乞盜類に收めたり。後世も只許されたる處の外は。これを賣るを得ず。さるをかくれて色をひさぐものたえず。これを地ごくと呼ふ。地獄といふは。暗物より出たる名なり。一代女(六)借屋に住る女の衣類と首は各別に違ひ。合點頭の如し。いかなる女房やらむと。子細を尋ねしに。いづれも世間を忍ぶ暗物女といへり。名を聞さへうるさし。居物宿に行て。分の勤めも恥かしです物は其内へ客をとり込。外の出合にゆかず。分とは其花代宿と二つに分るなるべし。月掛の男萬金丹一角づゝに定めて。當座の男は相對づくにて。ただらく沙汰なしにするをぞかし。又暗物といふは戀の中宿に呼れて。かりそめの慰を銀二匁。中にも形のみよきに衣類うつくしきを着ぜて。銀壹兩と少し位を付置ぬといへり。これと同く。江戸にて地獄といひたるも暗き義なり。一代男にも。暗物、らことと見えたり。月掛は。月がこひなれども。一人に任すにあらず。伽羅女に。大阪中の茶屋。白人。呂衆。掠屋云々あり。白人は江戸にていふ。しろうとなり。呂衆は風呂屋ものをいふ。東鑑。建久四年。其後里見冠者義成を遊女別當とせらるゝと見えたれば。所役もかゝりしなるべし。京師に大永八年傾城局の劵書を傳へたる者あり。其中に。仍二御公用一年中に拾五貫文宛。於レ有二其沙汰一者。被二仰合一訖。若就二不沙汰一者。雖レ爲二何時一可レ有二御改易一者也とあり。吉原町出來て。諸處の遊女を止められしが。其後ほどへて又處々にこれ有しを。正德享保の間に。悉く禁ぜらるゝ。後又次第に出來て今に至れり。又やがて禁止もあるべけれども。久しからず又これあるべし。」正德享保中。隱し賣女共捕へられて吉原町へ下されぬる事度々あり。又延享三年寅二月六日。四年以前亥年中。吉原町へ

被下置候遊女共。御定年季明女數覺書。深川佃町。同大和町。氷川門前〆百七十八人。根津宮永町五十人。本所入江町一人。市谷谷町七人。神田小泉町踊子賣女十人。〆六十八人。北品川二十二人など見えたり。」窕纔富保に云。根津の茶屋女ども集り居たるが。手足ふとく。顔に白粉ことぐ〵しくつけたる。はしたなさは茶屋ものかな。また踊子をかこひ。精進日には比丘尼に戯れ。云々(かこひものといふ事はやく有けり)。原本洞房語園(享保五年)。近年町々に踊子といふもの時花出て。寛永年中九二か類なる(寛永とは非なり。歌舞妓は慶長年中なり)。歌舞妓の女に。紛敷なりし所に。是又御停止にて漸々止けるとはいへど。其後又はやれり。江戸名物鑑。舞子あり。發句に「加茂て着る夜を舞子の要かな」。我衣に。寛保元年。踊子停止せらる。風流徒然草に。ころび藝者の鼻祖なりと見えたり。」また比久尼の色をうりしは。嬉遊笑覧云。好色徒然草昔は小者奴などの遊ものなりしが。今やうは人によりて若きさふらひもすると語れり。いづみ町。六くわん町などに宿あり。日毎に行なり。わけて桶町。蝋町へ行を上品とす。頭巾に針させるは鉢巻に留けるなりとぞ(源太郎と云ふ比久尼。米屋のむすこと情死したる事など見えたり)。是を異名にまるたと云。元祿六年。野郎評判記に。「笠籠傳藏拐二丸妊一履箱作内掴二夜鷹一」。古老云。寛延。寶暦の初ころ迄も。勸進比丘尼も賣比丘尼もあり。芝八官町。神田横大工町にあり。是につゞきて下直なるは。淺草田原町。同三島門前。新大橋川端抔に。家毎に二三人宛出て居りたりとぞ。表に長き暖簾を立たり。雙紙輪。「帶しなほして化し風俗。夕比丘尼淺黄に戻る日和虹」。「賣られぬ先に遊女しならふ。紙はつた柄杓で小倉うち付て」。六玉川。「比丘尼の化粧よしずから見る。」【比丘尼】は同書赤坂の條。うら傳馬町へ出たるに。下町。めつた町から來る比丘尼。風流に出立て云々。樣子を聞はめつた町よりあまた來る比丘尼の中にても。永玄。おひめ。おまつ。長傳と申が。愛元で名とりにて候。あげやは仁兵衛。安兵衛と申すが奇麗にて候。今の小袖。かたびらを宿つき着と脱すてゝ。あかしちゞみ。緋ちゞみ。白さらし。うこんぞめに。もみの袖口。うらえりかけ。黑しゆす。茶しゆす。幅廣帶。黑羽二重の投頭巾。又はぼうして包もあり。小比丘尼供につれ。是に酌とらせ。市川流の夜もすがら。もしほ草の大事のふし云々。一代男。越後坂田の條。くわん進比丘尼。聲をそろへてうたひ來れり。かちん染の布子と。黑りんずの二つわりまへ結びにして。あたまはいづくにても同じ風俗なり。元これはかやうの事をする身にあらず。いつ頃よりおりやうみたりになして遊女同前に。相手をさためず。百貳人といふもおかし。あれは正しく江戸め

つた町にて。忍び契りをこめしせいりんかつれし米かみ。其時はすけ笠がありくやうに見えしが。早くも其身にはなりぬ云々。按にめつた町は。寛永江戸圖に。神田なべ町。新石町の南の方に二丁あり。是今の多町なり。今の名は畧名と聞えたり。今小柳町邊に。比丘尼横町の名あり。其邊昔よりこれ有し處なり。東海道名所記。小田原の條。比丘尼共二三人出來て歌をうたふ云々。繪ときをしらす。歌をかんようとす。みどりの眉ほそく薄化粧。齒は雪よりも白く。手足に臙脂をさし。紋をこそつけねど。たんから染。せんさいちや。黄からちや云々。うら白ろふかせ黒き帯にこしをかけ。裾けたれてながく。黒き帽子にて頭をあちにつゝみたれば。その行狀はおやま風になり。ひたすら傾城白びやうしになりたり(人倫訓蒙圖彙。歌比丘尼は。もとは清淨の立派にて。熊野を信じて諸方に勸進しけるが。いつしか衣をりやくして。齒をみがき。頭をしさいに包みて。小歌を便に色を賣なり。巧齡歴たるを御寮と號し。夫に山伏を持。女童の弟子あまたとりてしたつるなり。都鄙に有り。都は建仁寺町藥師の圖子に傳ろ。皆是末世の誤なり)。寛保三年亥四月廿八日。勸進比丘尼。花麗なる衣類着賣女體紛敷不屆に候。右中宿等致候者有之候はゞ。早々可訴出旨御觸あり。これよりさき。寛永三亥年にも御觸有しとぞ。また船中にて色をうりしは同書に云。【船まんぢう】洞房語園。道恕が饅頭賦。徃し万治の頃か。一人のまんぢうどらを打て。深川邊に落魄して。船賣女になじみ。已が名題をゆるしたり云々。又右氏が其賦を讀む文。近年東武深川邊に。八島にて入水せし二位殿の船幽靈の如き者に。我名を呼と聞云々(天明七年丁未。永久夜泊の狂詩あり。鼻落(耳)鳴篷掩身。饅頭下戶抜錢緡。味噌田樂寒冷酒。夜半小船醉客人)。天和二年川柳點「おちよ船沖迄こぐはなじみなり」。

右の如く。密賣婬の弊風益々增長して。大いに市中婦女子の風俗を亂し。甚だ宜しからざるを以て。舊幕府は享保七寅年(大岡越前守被申渡候御書付)。一層嚴重なる觸書を布かれ。其取締方を設けられ。本人は過料の上百日手鎖。之を抱へ置く者。請人は家財三分二以上の過料。家主は過料の上手鎖百日。五人組。名主は過料に處せり。其の沿革は享保七年八月十六日の觸書に「於町中隱遊女御停止之旨。前々も相觸候處。今以不相止不屆至極に候。自今召捕候はゝ。左之通申付に可有之候。」「一。隱遊女致商賣候者店に差置候はゝ。其屋敷并家財。家藏共公儀へ取上可申候。但遊女商賣いたし候當人は家財不殘取上。百日之手鎖にて所へ預隔日之封印改。」「一。地主は外に罷在。家守斗差置候共。右同斷。但家守は家財不殘取上。百日之手鎖にて所預隔日封印改。」右今日より卅日過候はゝ。役人并新吉原町之もの相廻り。遊女致商賣候もの相改。召捕候はゝ。右之通り可申付候。然共其節之品により吟味之上。遊女抱候當人は死罪流罪も申付。家主五人組は是又其節之品により。右に准し申付候間。相心得町中可被觸知もの也。」憲法部類及德川禁令考に。元文五申年閏七月。隱遊女之儀に付。町觸に町中において隱遊女商賣致し候儀。從前々御停止之旨。度々相觸候處。今以不相止不屆至極に候。此以後町奉行所より同心相廻。又は新吉原町之者共にも爲改。隱遊女致商賣候一件之もの共召捕。遂吟味御仕置可申付候條。此旨町中可觸知者也」とありて。また同月隱遊女踊子之儀に付御書付。三奉行。道中奉行への達に「一。隱遊女不仕候樣にとの事者前々より度々相觸候得共不相止候。彌遂吟味。定之通可被申付候。」「一。女踊子と申賣女之趣有之由。是又先達て申渡候通遂吟味。定之通可被申付。總而踊子之儀も猥に無之樣可被申付候。」「一茶屋に給仕女不差置候樣にとの儀。先年も觸候處。所々猥に相聞候。是又猥に無之樣可被申付候。」「一。寺社門前にて隱遊女之儀。彌遂吟味。猥に候はゝ只今迄之通。御仕置可被申付候。」一。町奉行觸書伺之通。可被相觸候。」一。道中筋之儀も。食賣女猥に無之樣に享保三年相達候通。可被相觸候。」〇また寛政元酉年七月二十二日。在方隱賣女嚴敷停止可申付趣觸書。三奉行への達に「都而在方に有之賣女。古來より御免又者年久敷領主承置候者格別。隱賣女者堅く差置申間敷處。近來猥に相成。所々に賣女體之者差置候段相聞候。右に付おのつから村方風俗も不宜。農事に怠り候間。近郷迄衰微に及ひ。離散之者も出來致。且不宜ものも立入候儀に候間。自今隱賣女一切差置申間敷候。若隱し居外より相顯候者。其所役人共迄詮議之上。急度御仕置可被仰付候。此旨御料者其所之奉行御代官。私領者領主地頭より寺社領迄不洩樣嚴敷可被申付候。領主御代官に而も無油斷心附。此上若隱置候者有之候はゝ。早速召捕可被申。尤新規に賣女商賣體之儀承屆不申。古來より有來候分も成丈減候樣可被取計候。右之趣可被相觸候」とありて。同四子年四月。在方にて隱賣女を抱置く者。及賣淫者處分の儀に付。達書御勘定奉行へ「御代官所村々に而隱賣女體之儀有之節。御代官吟味致別段之惡事無之。賣女一件計之事に候はゝ抱置候者共。田畑家屋敷者五箇年之內取上。年限中小作に申付。作德餘分有之候者。其村方又者向寄村方之內身元宜者へ預置。小兒養育料又者困窮之者御救手當ニ備置可申候。携候者ハ過料手鎖等相應之咎可有之候。」「一。右賣女者村役人へ相渡。其村內に不限。他鄉他村に而も荒地起返し場所等。其外女少き所々へ糺之上。御代官了簡を以。嫁候樣可申付候。尤賣女之親元存

寄不及相尋。申付候上。一通り可申聞候。」右之趣者兼而御代官へも心得申含置。書付を以。爲相伺候樣。別紙之通可被申渡候。尤召捕相糺候上。御代官にて何方へ嫁候樣に申付候者と。又誘引出候もの。心次第と申付候者と意味不混樣に取調可有之事に候條。前條之趣御勘定所へ書付を以。伺有之節無子細。別に被申聞に不及。前條之趣可被致差圖事。」文政四巳年十月町家にて女を抱置。賣女同樣の所業致す者の儀に付。町觸に「町々にて娘又者女を抱置。料理茶屋其外茶見世等に客有之候節差遣。賣女同前之稼爲致候由相聞。不屆之至に付。若左樣之者於有之者召捕。當人者不及申。町役人共迄咎申付。地面可取上旨。天明年中觸置候處。一體近來人數相增。其上賣女に紛敷所業之者も有之趣に相聞。不屆至極に候。以來右體之儀於有之者無用捨。召捕。當人共者勿論。地主幷町役人共迄急度可咎申付間。常々無油斷遂穿鑿。如何之風聞及承候はゝ早々可申立候。此旨町中可觸知もの也(巳十月)」。〇天保九戌年十二月。町家にて女を抱置。賣女同樣の所業幷來客より。衣服金錢を爲貰類停止。及娘妹藝妓に致す儀に付。町觸に。町々に娘又者女を抱置。料理茶屋其外茶見世等に客有之候節者差遣。賣女同樣之稼爲致候由相聞。不埒之至候。以來右體賣女紛敷渡世爲致間敷候。若左樣之者於有之者召捕。當人者不及申。町役人共迄咎申付。地面取上候間。地主。町役人無油斷遂吟味。急度可申付旨。天明七未年相觸。去る巳年。猶又相觸候處。今以女藝者と唱。娘又者女を抱置。髮かざり衣類等美々敷致。殊に料理茶屋其外被雇先において客と及密通。且土弓場水茶屋等渡世之もの共。娘幷女を抱置。右之外にも娘等身賣同樣之始末致候もの有之趣。相聞候に付。召捕及吟味候處。全相對にて密通致。衣服。金錢等貰請。尤抱被雇候料理茶屋にても。右之始末者不存由にて。賣女致候儀に者無之候得共。猥に及密通衣類。金錢等貰請候段者。賣女に紛敷致方不愼之至り。不埒之事に候。然れ共此度者格別之宥免を以。其次第に寄咎申付。以來者右咎申付候者は勿論。其外之者たり共。前書同樣之及始末候者有之においては。當人は素より。地主町役人等に至る迄。隱賣女致し候者に准し。一同嚴敷可申付候。」一。親兄弟之ため。無據娘妹抔之內。藝一と通にて茶屋向へ差出候儀は格別。娘妹有之候共。銘々同樣之稼爲致申間敷候。髮かざり衣類等。美々敷目立候品於相用者。是又急度可申付候」。一。女を召抱。藝者に致候儀者一切不相成候。若是迄心得違之者も候はゝ。早々暇遣し可申候。」一。料理茶屋水茶屋土弓場之者共。藝一と通之下女。是以髮之かざり衣類等身分不相應美々敷目立候儀者。決而致申間敷候。右之趣以來急度相守可申候。若心得違之もの相聞候において者。早速召捕可遂吟味候。」一町役人共儀も觸之趣。能々相心得。娘妹無據。藝一と通之稼爲致候者共。其家にて壹人に限り可申候間。人別其外入念心付。紛敷もの無之樣可致候。萬一不相用もの有之候はゝ。名主に不限。地主又者町役人成共一人立奉行所へ可申立候。外より於相聞候者名主始猶更可爲越度候。右之通。文政七年相觸候處。近來又々町中賣女紛敷稼爲致候者も有之哉に相聞。不屆之至りに付。當人共者勿論。地主共町役人共迄。急度可及吟味候得共。風聞之儀に付。先此度者宥免を以。令沙汰に不及候間。右體如何之風聞不請樣急度相愼。總而右觸書之趣堅相守可申候。若觸書之趣相背候もの於有之者。地主並町役人共迄嚴敷咎申付にて可有之候。尤船宿等も同樣たるへく候。此旨町中可觸知もの也。」天保十四卯年七月。隱賣女爲致者訴人へ褒美銀可被下旨町觸に「隱賣女之儀者前々御制禁之上。尙亦去寅三月嚴敷觸示置候趣。彌堅相守可申候。向後觸面之趣相背。女子共抱置賣女爲致候もの有之趣訴出候はゞ。縱令同類たり共其科を被免。御褒美銀貳拾枚可被下候。且女子共呼寄せ。隱賣女に紛敷稼爲致候もの訴出。其手筋に而相分候はゝ。是又御褒美銀可被下候間。其旨を存。町役人共者勿論。一同厚く心懸。少も油斷致間敷。若相背候もの於有之者。召捕嚴重之御仕置可申付候。右之趣。町中不洩樣早々可觸知もの也。」此の如く時々禁令あれども。全く其弊風を矯正する能はず。嘉永明治年間錄に。安政六年八月。江戶市中密賣婬を搜索の建白を載す。近來震風火三災これあり。市中一體疲弊仕候へ共。當月より貿易御開に付ては。一際人氣引立候間。金銀融通も無之候ては仕法も相立申さす候に付。市中潤澤筋の儀。町奉行より別紙之通相伺候。無餘儀事情も有之候間。一應勘辨致し可被申聞候事。」端々賣女屋とも御取拂相成候後。市中の模樣左に申上候。」市中住居の女は圍妾とか唱へ。月々金三兩位より五六兩迄手當取候者は。其圍主一人にて古來有來の處。近來安圍と唱へ。或は三分一兩位手當うけ候圍者は。圍主三四人づゝも有之。賣女同樣の所業に及び候者。追々數多相成候に付。煮賣屋同樣の小料理見世にては女子共抱置き。酌取に出し。酒食に罷越候客の身分次第にて密通致し。右手當には無之候へ共。衣類小遣等貰うけ。右を稼に致し候者多く有之候由。古來有來の夜鷹と唱へ候辻賣女の外。引張と唱へ。裏店其日稼の妻娘など。夜分往來に彳居り。客を勸め身賣致し候。市中の風儀宜しからず候。御改革以前迄は。寄せと唱候渡世にて。女淨瑠璃歌舞伎狂言に紛はしき儀不相成事に付。更に右樣の類無之處是又近來猥に相成。淺などゝ唱へ。女淨瑠璃相催し馴染の客は右女子共の送り迎ひ致す者武家にも有之。歌舞伎狂言の儀も何連なとゝ唱へ。男女打交り寄與行致候

由。男女の內。ひゐきと唱へ。自然亂婬の所業に及び候も有之由。市中湯屋二階番と名付け。衣類番致し茶菓子商ひ候儀。前々より有之候處。近來二階番の者婆と申者書の內抱置き。二階へ參り候客へ茶の給仕致させ。右女子夜分は親元へ立歸り候に付。懇意の客等女の宅へ罷越し密通に及び候。是又一度何程と申す金子受候儀には無之。全く相對密通の姿にて。衣類小遣等貰請候由。右は當時の模樣旡增申上候以上。」菴說。此頃賣女の外場所取建を內願する者あり。事務官吏賄賂を取て外場所免許の媒とならんため彼是と手配り。市中圍妾なと穿鑿致し。或は媚諂の餘り。貿易御開き相成り。市中一際人氣引立候。など建白致せり。是市中の爲にはこれなく。己が竈を大にせんとの謀畧なりと云。」また同書文久元年九月。隱賣女九十人入獄」菴說。去月二十八日頃より追々。兩國邊並淺草。八丁堀。今春新道最寄。隱し賣女に紛敷及所業候女子共九十七人程。兩町奉行組の者吟味の上入牢に成候由。其中に非伊掃部頭休息にて。去春中暇出。五人扶持捨扶持出候者。右は休泊屋敷。重藏店竹次郞姉こう二十九歲。此もの容儀至て艷美にて。一ヶ月金五兩つゞの圍妾に相成居候と云々」とあり。然れども。全く其跡を絕つ能はざりしと見えて。文久三年又取締の令あり。文久三酉年三月。隱賣女致す者可處嚴科旨。町觸に。隱賣女堅御制禁之趣。前々より度々觸渡置候處。近來賣女に紛敷所業いたし候者有之哉に相聞。以之外之事に候。市中風俗にも拘り候儀に付。穿鑿之上。夫々及吟味候間。此上心得違無之樣可致候。若相背候もの於有之者。無用捨召捕。嚴重之御仕置可申付候。右之趣町中不洩樣可觸知もの也（德川禁令考）。」然るに明治革新の後は改定律令犯姦條例中第二百六十七條私娼衒賣條例を以て罰せられしが。同九年一月內務省乙第九號を以て之を廢せられ。現行刑法亦風俗紊亂の條に之を揭け。其取締懲罰の儀は。警視廳並びに各地方官に任せられ。東京にては。警察令第二十三號を以て密賣淫罰則を制定せらる。十五年三月。內務省第十七號を以て。其の徵收せし罰金は。地方の警察費等に用ひしむ。十六年五月。密賣淫犯則者を一々本籍へ送還するを停む。後また同十九年七月之を改正したり。云く。第一條。密賣淫又は其媒合容止を爲したる者は一圓以上二十圓以下の過料。又は五日以上四月以下の懲戒に處す。」第二條。密賣淫の寓主を爲したる者は二圓以上三十圓以下の過料。又は十日以上六月以下の懲戒に處す。」第三條。祖父母父母の指令に依り罰則を犯したる者は罰を其指令者に科す。」第四條。過料は言渡の日より十日內に納完せしむ。若し限內納完すること能はさる者は二十五錢を一日に打算して懲戒に換ふ。」第五條。過料金の全額を納めすと雖とも。其の幾分を納めたる時は前條の例に依り。折算して剩る日數を懲戒に換ふ。」第六條。懲戒に換へたる者と雖も。限內過料を納めたる時は其の經過したる日數を扣除して懲戒を免す。親屬其他の者代て納めたる時亦た同し。」第七條。懲戒に處したる者は懲戒場に入れ相當の役に服せしむ。」第八條。懲戒の期限は其の言渡の日より起算し。放免の日は之れを算入せす（參照畧す）。猶は同日。楊弓店。大弓。半弓場。投扇競場。室內射的場。球戲場。茶店。麥湯店。氷水店。湯屋。待合茶屋。船宿。引手茶屋。料理店。飲食店。旅人宿。下宿屋。雇人請宿に在て。婦女を雇用し若くは解雇せし時は。貫籍氏名年齡を詳記し。三日以內に所轄警察署に屆出しむ。俗に之を三島風と稱したり。二十一年十二月勅令第八十號を以て。密賣淫の處分を地方官に委任するを廢し。刑法第四百二十五條に於て處斷することゝし。明治九年內務省乙第九號達を廢す。從て其の罰金を地方の警察費檢黴費に用ふるを停む。是に至て其の罰稍々輕きに至れり。二十三年五月。警視廳は警察令第十一號を以て遊技場取締規則を定め。其の條文中に。婦女の雇入解雇に關する規定を置き。其の前雇主の住所氏名をも記さしめ。二十四時間內に屆出しむ。二十八年四月。警視總監大浦兼武は。廳令第八號を以て。待合茶屋。遊船宿。貸席。料理屋。飲食店及び藝妓屋に關する取締規則を定め。殆ど貸座敷に似たる取締法を施行し。之を勵行したり。當時俗に之を警八風と稱す。各府縣亦之と同樣の達を發したり。明治三十三年六月法律第八十四號行政執行法を以て。警察官賣淫の現行あるを認むるときは。住居人の意に反して家宅を搜索するを許し。且同犯者あるときは。健康診斷を受けしめ。犯人の費用を以て入院を命するを得と定めたり。

ミツバチ　蜜蜂の飼養は。皇極二年。是歲百濟太子餘豐以₂蜜蜂房四枚₁。放₂養於三輪山₁。而終不₂蕃息₁。」のとあり。近時農事試驗場及園藝家之を飼養すれとも。未た一般に擴まらす。而れとも野生の蜜蜂の蜜を釀すもの少なからす。

ミヅヒキ　水引は。紙にて製したる糸にて。髮を結び。又は進物を結ぶ。後髮を結ぶをは元結と名づけ。進物を結ふをば水引と名づけ。區別をなすに至れり。水引は。其色紅白相半はす。又紅と金なるあり。青と紅なるとあり。又青白なるものは。凶事に限りて用ふるものとす。和訓栞云。紙捻の水引。綵簪を譯す。もとは城殿にて造る白の色なりしを。後に赤を半にせし也。五色。金銀なとは後世の事にして。式掌には用ゐずといへり。懷紙短册女房の髮なとの水引も。皆白紅一條也といへり。女房飾抄に。かもしの水引は四十歲より二條也と見ゆ。男水引とは。

ふときをいふ成るへし。物を結に內に見るへき用あらはかたわななり。開きみましきものはもろわな也。又貞丈雜記云。水引は紙捻に糊水を引たる故也。水引の紙捻といふ事を水引と云也。色は白し進物なと結には染たるを用。紅白水引にて包物を結事。紅白の色左右定なし。然れとも結ばざる以前に白を左にし。紅を右にすべし。白は五色の本也。左は陽にて貴き方なれは白を左になすべし。美物進上と舊記に有は。美物とは魚鳥の事也。進物を紙に包て水引にて結事。ひらき物をは諸わな(兩わなの事)。丸き物はかたわなに結ふ也。かたわなは。わなの方は左。端の方は右になる樣に結へし。武雜記に見たり。又近世々事談に。京師城殿始て之を製す。紙捻を水に浸して。巾を以て引絞るゆへに名とすと云。又相傳ふ。水引は元來連歌の懷紙を綴る具也。連歌は風情を元とすなれば。紙捻を紅。青。黃に彩りて用ふ。是をぬりそろへたる所。細川に秋の木の葉のちり敷て。紅。黃の木の葉みたれて水に引るゝ粧ひに似たれはとて。水引と號く。そのはしめは。手前にて製しけるを。城殿これを作りて。はしめて賣物とせりとあり(ノシを看よ)。水引の扱ひかた等は。結ひ方の條を見るべし。

ミナト 港 古は。津と云へり。水の門の義なり。セムパク。カイコツバ。ウムソウ。エキデム等を見よ。

ミナトヤキ 湊燒 は。泉州にて製する陶器なり。工藝志料に。和泉國の湊村(堺浦の南にあり)にて製する所の土器なり。土人傳へて云ふ。上古僧行基といふものあり。陶法を土人に教ふ。爾來巧を傳ふるなりと。故に其の是を傳ふる最も久しとす(行基の陶法を傳へしといふは信じ難し)。天正年間湊村の工人。點茶家の用ひる沙鍋(沙鍋は點茶家にて爐中に用ひる灰を盛る器なり)を造る。點茶家之を賞して用ひざるものなし。仁孝天皇の御宇。京師の工人來りて。始て交趾產の陶器に倣ひて薄彩色の釉を施したる器を造る。沙鍋の製は本邦第一と爲すといへども。而れとも薄彩色を施したる陶器は。諸國の製作に劣れり。既にして沙鍋及陶器を製するの窯並に廢す。

ミナトガハノエキ 湊川之役。湊川は攝津兵庫にあり。日本歷史問答に云く。元弘元年楠正成召されて。後醍醐天皇に笠置山に謁し。孤臣國賊を討せんとの御受をなし。先つ赤坂に城つき。尋きて金剛山なる千早城を城つき。數々奇計妙策を以て。北條氏の大軍を惱まし。四方官軍の士氣を勵まし。遂に北條氏を亡ほして。建武中興の大業を奏せり。足利尊氏叛して西上するや。新田義貞と共に謀りて之を九州に逐へり。其再び大兵を擧げて東上するに臨み。銳鋒當るべからざるを察し。策を上りしが用ゐられず。足利直義の兵と湊川に會戰して。血戰數十合。悉く其の將士を失ひ。終に弟正季と共に斃る。時に年四十三。

ミ子イリ 峯入 とは。山伏のなす業にて。春秋兩度になす。其時山伏とも京師に出てゝ。大なる法螺をふきたて。金剛杖をつき。戶ごとに齋料を乞ふ。およそ峯入の法。本山派は春三月熊野より大峯にいる。これを順の峯入といふ。當山派は七月の初。大峯より熊野に出つ。これを逆の峯入といふ。山伏に本山當山の兩派あること等は。シュゲムジヤの條。および佛教の條を併見すべし。

ミノ 蓑 一名(あを)。神代紀一書に。素盞嗚尊。結㆓束青草㆒爲㆓蓑笠㆒とあり。和名抄に。說文云。蓑(和名美能)雨衣也云々とあり。袋草子に。賤夫の歌とて。時雨する稲荷の山の黃葉には。阿袁かりしより思ひ初てき。」是は和泉式部が稲荷へ參りけるに。時雨のしければ。道に逢へりける牛飼童の阿袁を。脫て著せたりけるを祓ぎて。嬉き事也と云て。止みける。後にこの童。式部か許に來りければ。何事になど尋けるに。詠める歌なり。便なき心の有けるとなむと有り。阿袁といふ名は。此の青草を結束たる故事より出たる名なるべし。なほ延喜式に。登美蓑。螻蓑なと云蓑あり(出羽の秋田には。今にたゞ蓑といふ物の外に。計頁と稱ふ蓑あり。そは常に見る如くなるを。計頁てふ蓑は。著たる狀の螻といふ虫の。羽の生たる狀に似たれば稱ふと見えたり)」案るに。和泉式部か稲荷へ參る途中。童のあをを借りし話は。古今著聞集にも見えたり。」又和漢三才圖會云。蓑草結㆑衣禦㆑雨之具也。詩曰。何蓑何笠。毛氏註曰。蓑所㆓以備㆑雨。笠所㆓以禦㆑雨。」廣博物志云。桂作㆓蓑笠㆒。」案蓑雨衣也。用㆑茅打柔編爲㆑之。漁人行人以禦㆑雨或以㆑葉爲㆓密薦㆒。上施㆑管作㆑之。農人爲㆓雨衣㆒。」三才圖會云。范竹編如㆓龜殼㆒。裏以㆓箬箬㆒。覆㆓於人背㆒。纔繫㆓肩下㆒。耘耨之際以禦㆓畏日㆒。兼作㆓雨具㆒。下有㆓卷口㆒。可㆑通㆓風氣㆒。又分㆓雨溜㆒。適當㆓盛暑㆒。田夫得㆑此。以免㆓曝烈之苦㆒。亦一蓑千金之比也。」案此即蓑牖也。所謂殼者指㆓龜甲㆒。蓬者指㆓舟蓬㆒。竝以㆓相似之意㆒爲㆑名耳とあり。腰蓑と云ふは。腰に纏ふものにて。漁夫の用ふるものなり。天保の頃は。合羽漸く行はれて。蓑之に隨ふて衰へ。今は全くすたれたり。唯山間の農夫。樵夫が作業の際に用ふるを見るのみ。

【蓑箱】德川氏の頃。大名の行列には。挟み箱の外に。蓑箱一箇あり。中に蓑を入るゝ者なり。

ミノ　美濃は。もと三野と稱し。東山道に屬し。其廣袤東西約れ二十六里。南北約れ十九里にして。東南は信濃。三河。尾張。伊勢に界し。西北は近江。越前。飛驒に接す。郡上。加茂。惠那。土岐。可兒。各務。厚見。方縣。武儀。山縣。本巢。大野。席田。池田。不破。多藝。石津。安八。海西。中島。葉栗の二十一郡あり。明治二十九年四月。厚見。各務二郡を廢し。其の區域と方縣郡を廢して。其一部とを以て稻葉郡を置き。羽栗。中島二郡を合して羽島郡を置き。海西郡と下石津郡とを廢し。其區域と。安八郡の一部を以て海津郡を置き。多藝。上石津二郡を以て養老郡を置き。池田郡を廢し。其の區域と。大野郡を廢し。其の一部とを以て揖斐郡を置き。本巢郡。席田郡を廢し。其區域と。方縣郡に屬せし一部と。大野郡に屬せし一部とを以て。本巢郡を置き。山縣郡に方縣郡の一部を編入せり。此國は三面山を負ひ。東北最峻險なり。唯南一面のみは。地勢平坦にして。尾張。伊勢に連り。諸川縱橫に流通して。其間に各務野。大野。青野等の廣原あり。大日嶽は。飛驒。越前に跨る大嶽にして。惠那嶽は信濃の境なる高山なり。連山遠く亘りて。一の山脈をなし。北境を環り圍む。明神山。屏風山。岩嶽等を。其中の高嶺とす。三國峠は伊勢。近江の境にあり。多藝山其麓に連り。北に養老山あり。山中の瀑布を養老瀧と云ふ。古より名あり。木曾川は信濃より來り。飛驒川を併せて西流し。太田に至りて大河となり。勝山の麓より。尾張の境に沿ひて。海に環り。伊勢の內海に入る。長良川は鵜飼を以て其名顯はれ。大日嶽より出でゝ。武儀郡の諸川を併せ。國の中間を橫流し。岐阜を過ぎて合渡に至り。糸貫川と會して。洲股川となり。南流して木曾川に入る。揖斐川は大野郡の德山谷より發し。南流して栗笠に至り。安八郡の諸川を併せて。伊勢に入る。杭瀨川。呂久川。澤渡川等の名あり。岐阜は稻葉山を負ひ。長良川に臨み。國の中央にある城市なり。人煙繁華にして。一の小都會をなす。正治年中。土岐光衡此國の守護に補せられ。土岐郡に居り。子孫世襲し。宗族最も强盛なり。七世の孫賴康。尾張。伊勢の守護を兼ね。州守に任し。河手城(厚見郡)を築き。此に治す。孫康政罪を將軍義滿に獲て出亡す。賴康の姪賴益之に代て守護となり。五世にして賴藝に至る。天文十一年。其臣齋藤秀龍。賴藝を逐ひ本州を奪ひ。自立して守護と稱し。稻葉山(厚見郡)に城て居る。弘治元年。義子義龍と協はす。長良川に戰ひ。秀龍敗走して死す。義龍亦稻葉山に居る。其子龍興に至り。勢威稍々微頽。人心離叛し。西美濃の强族(不破。安藤。氏家。稻葉)志を織田信長に通す。永祿七年。信長大擧し來り伐つ。龍興越前に走る。此國信長に歸す。信長稻葉山の城を完修して。岐阜城と改稱し。九月。淸洲(尾張)より移る。天正四年。安土(近江)に徙り。信忠をして岐阜に鎭せしむ。十年信忠二條城に自盡す。信忠の弟信孝。神戶(伊勢)より徙り。本州を管し。岐阜に居る。既にして兄信雄と相鬩く。豐臣秀吉信雄と謀り。信孝を誘殺す。秀吉池田信輝をして大垣に鎭せしめ。金山城(土岐郡今兼山に作る)を森長一に賜ひ。州事を監せしむ。信輝死後。嗣輝政治を岐阜に移す。十八年。秀吉輝政を三河に徙し。信忠の子秀信をして岐阜に鎭せしめ。本州を領す。關原の役に。秀信西軍に屬し。岐阜に據る。東軍來攻め。城陷り出亡す(後高野山に終る)。德川氏岐阜城を廢し。慶長六年。石川康通を大垣に封す。後戶田氏鐵之に代る。慶長の末。東南境を以て德川義直(名古屋藩主)に賜ひ。其相竹腰正信を今尾(安八郡)に封す。其他國內に封を受くる者加納(初め奧平信昌後ち永井直陳)。高須(初め德永壽昌後ち松平義行)。郡上の八幡(初め遠藤慶隆後ち靑山幸道)。岩村(初め松平家乘後ち松平乘紀)。苗木(遠山友政)凡て七藩。後又高富(本莊道芳)を加へて八藩とす。王政革新元年四月笠松裁判所を置き。閏四月改て縣とす。四年七月皆改て縣とし。凡て十縣とす。同年十一月悉く之を廢して。岐阜縣を置き。九年八月筑摩縣所管の飛驒を併管す。物產の重なる者。礦物は水晶。赤坂石。介石。動物は馬。鯉。鮒。鰻。鱒。鱸。鮎。植物は米。大根。芋。蕨。梨。蜂屋柿。日吉桃。栗。眞桑瓜。松蕈。茶。藍。山巵子。製造物は錦。眞綿。生糸。結城縞。岐阜縮緬。羽二重。蚊帳。傘。提燈。團扇。紙。厚紙。疊表。煙草。陶器。席。刃物。鐵器。製造食物は養老酒。酢等なり。然るに明治二十八年十月二十八日。大地震にて人畜家財。甚しく其難にかゝり。尋て累年水害にかゝるを以て。居を他國に移すもの多しといふ。

ミノヤキ　美濃燒は。濃州土岐郡に於て製する陶器なり。工藝志料云。慶長年間朝廷命じて。土器の花瓶。酒壜等を造らしむ。文化年間に至りて始て磁器を製す。其の尾張國に隣るを以て。尾張製法を瀨戶。及赤津より美濃の久尻村に及ぼし。次て諸邑に傳播せり。亦是を新製と唱ふ。今に至て窯數百を設けて甚盛なり。」また岐阜縣工業景況一斑(農商務省報告)に。美濃陶業は夙に日用具を製するを以て名あり。其の製造の盛なるは往昔より土岐郡を第一なりとす。創めて磁器を製せしは。今より六十六年前にして。文政元年の頃。本郡笠原村の內瀧呂に起り。漸次多治見。妻木。一の倉其の他の諸村に及へり。藩政の頃は他領に製する物品を。其の領內に販賣するを禁するの風ありて。販路の區域甚狹かりしか。廢藩後は漸く全國に及ふに至れり。土岐郡內の陶窯約百三十あり。近年又他の各郡に數拾窯を新築す。而して四十年前には。濃州中僅に四拾三なりしと云ふ。其製品は種々なれども。最

多きものは飯碗。茶碗。小皿。杯。燗德利の五種にして其產額は全額の四分の三を占め。實に美濃陶器の主品と稱すべきものなり。而して笠原。猿爪の飯碗に於ける。笠原村の內瀧呂。妻木の小皿に於ける。下石の德利に於ける。一の倉の杯に於ける。多治見の茶碗に於ける。各其の長ずる所なり。其他の各種を製するは。駄知。高山。土岐口。曾木。柿野。大川。水上。馬場。山田。下午向等の諸村なり。土岐郡に於て陶業の隆盛を極めしは。明治十二年より二年半の間にして。隨ひて製すれば隨ひて賣れ。一年の代價凡百萬圓に上り。實に起業以來の盛況なりき。此の時多治見一村にして。千有餘人の職工ありしと云ふ。是全く販路の殆と全國に及へると。外國に輸出せしとに因るなり。其の不景氣を來しゝこと。前後三度。第一は明治元年。第二は明治九年にて。其の時期短く。第三は明治十四年七月以來にして。今に至り回復の兆なし。殊に昨十五年は陶器の價四割乃至六割の下落となれり。是一は他の物價の下落に隨ひ。一は製造人自ら支ふる能はずして。物品を投賣するに因る。而して目下製造人十分の三は。殆と破產の態にて。窯煙亦寥々たり。然れとも斯く俄に衰頽を來す所以のものは。別に其の故なきに非す。聞く所に依れば。昔日とても困難のときなきに非すと雖。當時の工人は平生儉約を旨とし。粗衣粗食に安ずるを以て。一旦陶業の振はさるあるも。甚しき困窮に迫るをなかりしに。今日は一時の隆盛に遇ひて忽奢侈の風を生し。曾て他日の慮なきに因ると。目今は其製品一も得失相償ふものなし。販路は第一を東京。大阪。名古屋とし。第二を羽前。羽後。越後及北國筋とす。而して東國及北海道へは重に東京より。九州及び四國へは專ら大阪より輸送す。外國向の品は橫濱に出つるもの多く。神戶。長崎に出つるものは僅々なり。

ミブム 身分。（クワムリ。ヰカイ。カクシキ。セキジユム等を見よ）

ミマサカ 美作は。元明天皇和銅六年。備前の國を割て置かれたる國にして。山陽道に屬し。東南は播磨。備前に界し。西北は備中。伯耆。因幡に界す。吉野。英田。勝南。勝北。久米南條。久米北條。東北條。西北條。西西條。東南條。大庭。眞島の十二郡あり。其間勝南以下。東南條に至るの八郡は。田野闢けたりと雖も。其國小にして。山陰。山陽兩道の間に夾まれるを以て。連山四塞。國中も亦山多くして。平野少し。眞島。大庭の二郡は。國の西部にして。備前。備中。伯耆に接し。山嶽重疊す。伯耆の境は。大山の南にして。峯勢峻絶なり。其山脈西に環り。備中の境を限る。水の大なる者を高田川といふ。伯耆の境なる大庭郡德山村の鷲谷より發し。數條の川流を併せて。勝山の城市を過ぎ。南流して備前に入る。此より朝日川と稱す。吉野。英田の二郡は。國の東部にして。備前。播磨。因幡に接し。奈木山高く因幡の境に聳えて。其脈國境に亘り。盡く嶮峻なり。其川の源を此間より發する者を。東川と云ひ。二郡の間を過ぎ。南流して備前の境に至る。中央の數郡は泉山の山等連りて。北境を限り。南には高峯。久米皿山及二上山等連りて。鹽垂。神南の諸山。各方に峙立す。津山川は。源を伯耆の境なる西々條郡上齋原村の溫原溪より發し。津山を過ぎて。數川を併せ。南流して備前の境に至り。東川と相會す。即吉井川なり。津山城は西北條郡にありて。慶長八年。森忠政の築ける所なり。忠政より四世相承け。長成に至る。元祿十年。德川氏長成を他に移封し。兵を派し此城を戍らしむ。十一年。松平宣富に此城を與ふ。爾後松平氏世々相傳て。明治維新に至る。津山。鶴田。眞島の三藩あり。明治四年。廢藩置縣の制を布かれ。尋て之を合して北條縣を置く。九年四月之を廢して。全國岡山縣の所管となる。明治二十九年三月。法律第五十六號を以て。當國吉野郡中石井村。同郡讚甘村大字牛山を兵庫縣管下播磨國佐用郡に編入したり。物產の重なる者は。銅。鐵。石炭。煙草。紙。茶。雲齋織。燒酎。香魚等なり。

ミヽカキ 耳搔は。竹若くは金屬などにて作り。耳孔の垢を除くものなり。和漢三才圖會云。揩箆子除二耳中垢一者也。按揩取也。除也。以レ竹爲二小杓形一。又謂二之空斗一。蓋手

空爲レ穴曰レ空。又た和訓栞云。みゝかき空耳を訓ぜり。耳爬子も同し。空はくしる意なり。類聚雜要には耳決と見えたり。また耳の垢を取るを業とせしものあり。

【耳の垢取】骨董集に。江戸鹿子（貞享四年板）耳垢取。神田紺屋町三丁目長道とあり。おなじ比京にもあり。京羽二重（貞享二年板）耳垢取。唐人越九兵衛とあり。初音草噺大鑑（元祿十一年板）卷之五に。京と江戸ゆきゝすぐなる通町の辻々をみれば。あるひは齒ぬき耳の療治云々。老人養草（正德六年板）に云。近來京師の辻々ゝに耳垢取とて。紅毛人のかたちに似せて云々。とあれば。元祿の末正德の比までもありしなるべし。五元集拾遺に「觀音で耳をほらせてほとゝぎす。其角。」此句も耳垢取のことをいへるなるべし。一代男後日（刻板の年號なし。按に西鶴が二十五年の追善といふことあれば。享保二年の板なるべし）二之卷に云。松浦潟平戸といふ所にわづかなる草の屋をかりて云々。髮を惣なでつけにして長崎一官と名をつけ。都ではやる耳の療治人の似せをして。京の一官顏して云々。かゝれば當時京に一官といふ耳の垢取ありしならんとあり。されば元祿。享保の頃。京。長崎の市街には。徃き來の人の耳垢を取るを業とせしものなり。此時事の優長なるおもふべし。

ミミノアカトリ　耳垢取。（ミミカキを見よ）

ミムパフ　民法。（ハフテムを見よ）

ミムブシヤウ　民部省は。大寶制令の時置かれたる八省の一なり。大日本史職官志云。民部省（按二日本書紀一。民官始見二天武朱鳥元年一）。卿一人正四位下。掌二天下戸口名籍賦役。孝義優復蠲免。家人奴婢。橋道津濟。渠池山川。藪澤田野事一。其屬寮二。曰主計。主税。凡戸籍六年一造。恒留五比。遠年以レ次除レ之。但庚午年籍不レ除。以二租庸調法一。收二田租絹絁諸物產一。繇二役民人一（令義解）。以二圖牒一明錄二國郡牓示一。謂二之民部省圖帳一（職原鈔）。大輔一人正五位下。少輔一人從五位下。大丞一人正六位下。少丞二人從六位上。大錄一人正七位上。少錄三人正八位上。史生十八人（續日本紀云。和銅六年加二六人一。延喜式。伊呂波字類鈔。竝作二十八人一。字類鈔又有二書生五人一）。省掌二人（續日本後紀云。承和八年。置二扶省掌二人一。伊呂波字類鈔。作二省掌四人一）。使部六十人（延喜式。伊呂波字類鈔。竝作二三十人一）。直丁四人（令義解）。桓武帝延曆九年。以下比二諸司一事務尤劇上。加二置大丞一人一（續日本紀。類聚三代格）。後世大輔。少輔。竝置二權官一（官職祕鈔。職原鈔）。○主計寮頭一人從五位上。掌下計二會調及雜物一。支二度國用一。勘中勾錯不上レ事上（令義解。令集解）。助一人正六位下。大允一人正七位下。少允一人從七位上。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下。算師二人從八位下。掌三勘二計調庸用度事一。史生六人（令義解。續日本紀云。和銅元年。加二四人一。通レ前十八人。延喜式作二十一人一）。寮掌二人（續日本紀。承和八年置）。使部二十人（延喜式作二十人一）。直丁二人（令義解）。桓武帝延曆九年。加二少允少屬各一人一（續日本紀）。後世助二置權官一（官職祕鈔。職原鈔）。○主税寮。頭一人從五位上。掌三倉廩出納。田租春米碾磑事一。助一人正六位下。大允一人正七位下。少允一人從七位上。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下。算師二人從八位下。掌三勘二計租税一。史生四人（令義解。續日本紀云。養老六年加二二人一。延喜式作二七人一）。寮掌二人（續日本後紀。承和八年置）。使部二十人（延喜式作二十人一）。直丁二人（令義解）。淸和帝貞觀元年制。主税寮史生勞。以二十年一爲レ限（三代實錄）。後世助二置權官一（官職祕鈔。職原鈔）。民部省の官制。右に擧けたるか如く。皇政の盛なる頃に在て。織務の修擧せさりしことなかりしも。藤原氏の專擅よりして。大權遂に武門に歸するに及て。八省も陵夷して。唯に空名を存するに過きさりき。然るに皇政維新の後。明治二年七月八日。官制を定むるに及て。復た此省を置かれ。戸籍。租税。驛遞。鑛山。濟貧。養老等の事を司らしむ。所管に地理。土木。驛遞。租税。監督。通商。鑛山の七司あり。從二位松平慶永を以て卿と爲し。從四位廣澤眞臣を以て大輔と爲し。以て職程等を定めしか。四年八月十日。官制改革の際。廢せられたり。

ミムポウ　民法。（ハフテムを見よ）

ミヤウジ　名字。（ウヂを見よ）

ミヤウバフダウ　明法道。（メイハフダウを見よ）

ミヤウバフハカセ　明法博士。（ガク井。メイハフダウを見よ）

ミヤウブ　命婦。（ヂヨクワムを見よ）

ミヤケ　屯倉は。前に屯田の條にも聊かことわりおけど。猶茲に其顚末を畧いふべし。制度通云。日本紀。推古天皇十五年冬。河内國作二戸刈池依網池一。亦每レ國置二屯倉一と。屯倉のこと日本紀處々に見はる。點にみやけと訓す。やけとは家宅のことなり。公儀の御やしきと云義なるへし。其わけは詳ならざれども。屯倉の字にてしるへし。米粟をたくはへて屯戍の備とすることゝ見えたり。令には見えず。孝德天皇の時に。天皇問二於臣一曰。云々。其屯倉猶如二古代一而置以不。故獻二屯倉一百八十一所一と云々。そのかみ所々に屯倉あまたあること。これにてしるへし。」古事記傳云。屯家は美夜氣と訓。書紀垂仁卷に。二十七年興二屯倉于來目邑一。屯倉此云二彌夜氣一とあり（これ屯倉の始めて見えたるなり。但し屯倉此より始まるには非

ず。此より先にも舊よりありはしけむ)。名義は御家なり。家を夜氣とも夜加とも云例。朝廷も大家なり。又書記に。舍屋などをヤカスと訓るも家栖なり(源氏物語にも。家を夜加と云ることあり)。家持と云ふ人名もあり(夜氣とも夜加とも通はし云は。食を宇氣とも。宇家とも云と同格なり)。されば美夜氣は意富夜氣と云と同じ意ばへなる名にて。もと官所のことなり。其中に分て此名を負て。諸國處々にありて。屯家と云物は(穴穗宮段に。屯宅とも書。書紀には屯倉と書。又官家とも書れたり。又地名姓なとには。三宅と多く書り。何れも皆同しことなり。但し官家と書るは。百濟國なとを官家國と云ることある。多くは其に書れたり。皇國内なる美夜氣に。官家と書れたる處はいと稀なり。韓國を云るなば。欽明卷に。彌移居とも書り。其は韓人の書る字なり。なほ韓國を美夜氣と云る事は。訶志比宮段に委く云べし)。古は國々處々に。朝廷の御田ありて(書紀仁德卷。孝德卷。天武卷などに。屯田とある是なり。そはたゞ朝廷の御田と云ことなり。屯の字には拘らぬことぞ)。かの田部と云者を役ひて。佃らしめて。其御田に成れる稻穀を藏むる御倉。及其官舍をも合せて美夜氣と云ひ(されば屯倉と書るは。其御倉に就て書る字。屯家官家などは。其名の本の義。又官所に就て書る字なり。されど美夜氣と云は御倉官所にわたれる名にて。字も通はし用ひたり。さて又屯字を書ことは。漢國にて邊塞を守る戍兵ともの留居る間。其處にて田を佃るを屯田と云。其は郷里にて己が田を佃るとは異りて。他所に役往て。外の田を佃るなれは。皇國の御家の御田を。田部を役てゝ佃らしむるも。其にいさゝか似たることあるを以て。其字を借て御田を屯田と書き。其より移りて屯田の倉。屯田の家と云意にて。屯倉屯家なども書るならむ。又は屯倉は。其御田の稻穀を聚置所なるを以て。聚る意にて。屯字を書にもあらむか。若然ならは御田に此字を書は。屯倉の田と云義ならむ。いづれにまれ。字は假物なれはとてもかくてもありなむ)。又其御田をも包合せて。常に美夜氣と云り(置二某屯倉一などあるたぐひ。皆其御田をも包て云なり。分て云へば。倉と田と官所となり)。さて其御田を掌る人を田令と云(欽明紀に見ゆ)。又屯田司ともあり(仁德紀。天武紀)。又其倉官所を掌る人を。屯倉首と云りと聞ゆ(清寧紀に。播磨國赤石郡。縮見屯倉首。忍海部造細見てふ人見ゆ)。なほ書紀卷々に。其事ともの見えたるを左に引り。考見て其さまをさとるべし(古の大方のさまを心得やすく。今世に准へて云はゞ。國々なる國造。別。君。直。稻置。縣主などは。今の諸大名の如くにて。屯田と云は。諸國にある公儀の御料地の如く。屯家は其藏御代官所の如くなる物なり。但し屯田は處々に散在て。數いと多くて今の公儀の御料などの如く。一處に廣く大にて在しにはあらず。屯家も其屯田の處毎に各有しなり)。安閑卷。二年五月。置二某々屯倉一(此に擧たる國々の屯倉二十六處あり。今其をば省て某々と云)。九月詔二櫻井田部連。縣犬養連。難波吉士等一。主二掌屯倉之税一。宣化卷。元年夏五月。詔曰。食者天下之本也。云々。夫筑紫國者。遐邇之所二朝届一云々。是以收二藏穀稼一。蓄二積儲粮一。遙設二凶年一。厚饗二良客一云々。故朕遣二阿蘇仍君一。加二運河内國茨田郡屯倉之穀一。蘇我大臣稻目宿禰。宜下遣二尾張連一運中尾張國屯倉之穀上。物部大連麁鹿火。宜下遣二新家連一運中新家屯倉之穀上。阿倍臣。宜下遣二伊賀臣一運中伊賀國屯倉之穀上。修二造官家那津之口一。又其筑紫。肥。豐三國屯倉。散在縣隔云々。亦宜課二諸郡一分移。聚二建那津之口一云々。欽明卷十七年秋七月。遣二蘇我大臣。稻目宿禰等於備前兒島郡一。置二屯倉一。以二葛城山田直瑞子一爲二田令一。田令此云二陀豆歌佐一。推古卷十四年。毎レ國置二屯倉一などあり。かくて孝德卷に。二年春正月宣二改新之詔一曰。其一曰。宜レ罷二昔在天皇等所レ立子代之民。處處屯倉。及云々一。同年詔云々。宜下罷二官司處々屯田。及吉備島皇祖母處々貸稻一。以二其屯田一班中賜群臣及伴造等上。また皇太子奏請曰云々。現爲明神御二八島國一天皇。問二於臣一曰云々。及其屯倉猶如二古代一而置以不(オカムヤイナヤ)。臣即恭承レ所レ詔。奉レ答而曰。天無二雙日一。國無二二主一。是故兼二并天下一。可レ使二萬民一唯天皇耳。別以二入部及所封民一。簡二充仕丁一。從二前處分一。自餘以外。恐二私駈役一。故獻二入部五百二十四口。屯倉一百八十一所一とあり(右の文の趣を考るに。當時群臣の賜はりて。私に有てる屯倉も多くありつる。其皆公に獻らしめて。たゞ正しく天皇の御料にてあるをは。昔のまゝになれたる如く聞ゆれども。大方此孝德天皇の御世には。古の御制度をは多く廢られて。何事も變りぬれは。屯倉といふ物は。大方此時よりぞ絕ぬらむかし)。さて後にはたゞ徒に此彼地名にのみ殘れり。

ミヤコ　都は。中央政府の在る所にて。宮處(ミヤコ)の義なり。世界各國の内には中央政府の位置と君主の居所と異なるもあれど。我が國には此の例なし。神武天皇。大和橿原に宮居し給ひ。其後綏靖天皇以下。代々皇居を異にせり。これは御代のかはる毎に。遷都ありしにはあらで。繼嗣の天皇の御成長なされし地にて。其儘御即位ありて。天下を治給ひしなり。されはその宮ところも。極めて簡易なるものと思はれたり。古事記の書法は。たとへは神沼河耳命坐二葛城高岡宮一。治二天下一也とある如く。父天皇は橿原に坐ませとも。御自分は始めより高岡に御成長ありて。其所にて御即位ありしなるべし。古事記の文體。その實を得たりといふべし。日本記は漢

風を摹擬する弊ありて。遷ニ都倭國磯城郡磯城島ニとやうに必らす書けり。此文にては遷都の式を行ひて。美々しく宮を構へられしやうに聞えて。其實を失へり。書記を見るには。かゝる所に注意すへき事なり。さて代々の皇居の地。左に表示す。

帝號	宮號	所在地
神武天皇	橿原	大和高市郡畝火村
綏靖天皇	葛城高丘	同葛上郡森脇村
安寧天皇	片鹽浮穴	同葛下郡三倉堂村
懿德天皇	輕曲峽	同高市郡輕村
孝昭天皇	掖上池心	同葛上郡池内御所二村の間
孝安天皇	室秋津島	同郡室村
孝安天皇 孝靈天皇 孝元天皇	黒田廬戸	同城下郡宮古黒田兩村の間都の森と云
孝元天皇	輕地境原	同高市郡輕村大道の西字サカキバラと云
開化天皇	春日率川(イサカハ)	同添上郡奈良林小路町南子守町率川社地
崇神天皇	磯城瑞籬	同城上郡三輪村東南御縣神社の西
垂仁天皇 景行天皇	纒向珠城	同郡穴師村の西字長者屋敷と云
成務天皇 仲哀天皇	志賀高穴穗	近江滋賀郡穴太村
應神天皇	輕島豐明	大和高市郡三瀬大輕の地
仁德天皇	難波高津	攝津東成郡大阪安國寺坂の北小祠ある地
履仲天皇	磐余若櫻	大和國十市郡池田村
反正天皇	丹比柴垣	河内國丹比郡松原庄植田村
允恭天皇	遠飛鳥	大和國高市郡
安康天皇	石上穴穗	同山邊郡田村
雄略天皇	泊瀬朝倉	同城上郡黒崎岩坂二村の間
清寧天皇	磐余甕栗	同十市郡池内御厨子所
顯宗天皇	近飛鳥八釣宮	同高市郡八釣村
仁賢天皇	石上廣高	同山邊郡嘉幡村
武烈天皇	泊瀬列木	同城上郡長谷出雲村
繼體天皇	磐余玉穗	同十市郡
安閑天皇	勾金箸(カナハシ)	同高市郡曲川村
宣化天皇	檜坰廬入野(ヒノクマノイホイリヌ)	同檜前村
欽明天皇	師木島金刺	同城上郡金屋村
敏達天皇	他田幸玉	同十市郡太田村
用明天皇	池邊雙槻	同安倍長門二村間
崇峻天皇	倉梯	同十市郡多武峯東口
推古天皇	小治田	同高市郡豐浦村
舒明天皇	飛鳥岡本	同岡村
皇極天皇	飛鳥板蓋	同岡飛鳥二村間
孝德天皇	長柄豐崎	攝津國西成郡本庄村
齊明天皇	飛鳥岡本	舒明の下に見ゆ
天智天皇 弘文天皇	滋賀大津	近江滋賀郡錦織村
天武天皇	飛鳥淨見原	大和國高市郡上居村
持統天皇	藤原	同高殿村
元明天皇	平城	同添下郡三條村

(元正。聖武。孝謙。光仁の四帝は。平城に坐せり。ゆゑに同所なるは。別に掲けず)。

帝號	宮號	所在地
聖武天皇	相良恭仁(クニ)	山城相樂郡加茂瓶原の二村
淳仁天皇	保良	近江國所在不詳
桓武天皇	長岡	山城乙訓村長岡村
同	平安(たひらの宮)同葛野郡宇太村	
今上天皇	東京(千代田の宮)武藏國江戸	

【行宮】長峽縣宮(豐前京都郡景行)。高屋宮(日向景行六年居レ之)。笥飯宮(越前角鹿仲哀)。香椎宮(筑前仲哀及神功皇后)。朝倉木丸殿 筑前上座郡齊明)。吉野宮(大和神武、持統。元正有ニ離宮ニ。且後醍醐至ニ熈成王ニ凡四世。爲歴年五十七年)。桓武天皇。平安に都し給ひしより以來。明治まで平安の京を皇城の地となし。代々の天皇爰に宮居し給へり。但し高倉天皇の治承四年六月。平清盛の計ひにて。攝津福原へ都を遷し給ひしが。同じ十一月。また平安に復せらる。其後建武の亂出來て。後醍醐天皇吉野に行幸し給ひて。爰に行在所を建てられ。天皇より後龜山天皇に至るまで。三

ミヤコ

代五十餘年を經たりしが。元中九年車駕平安に行幸し給ひて。後小松天皇に禪位の禮を行はれ給ひしより。今上天皇明治元年に至るまで。皇居變ることなし。

【京都】日本紀に云く。延曆三年十一月。甲子。天皇移二幸長岡宮一。甲寅先レ是皇后遭二母氏憂一。不レ從二車駕一。中宮復留在二平城一。是日遣二出雲守從四位下石川朝臣豐人。攝津大夫從四位下。和氣朝臣淸麻呂等。爲二前後次第司一。奉レ迎焉。とあり。同十二年宇多村の地を相して。平安の宮を建て給ひ。十三年十一月こゝに遷り給ふ（キヤウト參看）。閑田耕筆云。平安東山の將軍塚は國家鎭護のため。土偶に甲冑をかぶらしめて。埋たまへるをは。世のしる所也。纔にも變あれは必ず鳴動すること世々たかはず。予幼き時は地震にもあらで。こたまの如くきこゆるをおぼえぬ。三條街のものなれば也。其後近江に住み。洛南に閑居せれば。聞わすれたる歟。今は心もつかず。然るに老禪祖芳和尙の話に。過し天明六年午のとし。四五月の比より鳴動す。其音甚あやしといふ人ありしが。九月六日の夜丑の二刻斗聞つけたり。如鼓聲四段に鳴て。以上十二聲なりし。其夜三條大水にて損したれども。かゝるかろ／＼しき事の故にはあらじ。同八申の年平安大火の前兆ならん。百錬抄に。平家都落の時。將軍塚鳴如レ鼓と見えたるにあへり。世の大事といふ時はかゝる成べし。凡天變地妖。天下の安危をあらかじめしめし給へども。人の心のつかぬ也とぞ。官位訓云。四神の事をあしく心得て。さま／＼にいひのゝしる人有。今の帝都は人王五十代桓武天皇。延曆年中に遷させ給ふ。是を平安城と名づく。此京四神相應の地なり。さて四神といふは。左靑龍。右白虎。前朱雀。後玄武。是也。內裏は南向なり。南のかたうち晴て。皆田畠なり。これを前朱雀といふ。後玄武といふは。北のかたに高き山あるをいふ。是王城のうしろなり。左靑龍といふは。內裏の左のかたにきよき河ながれたるを云ふ。すなはち鴨河也。右白虎といふは。王城の右のかたに道あるを云。すなはち今の千本通なり。是徃昔よりの道にして。七道の內の一つなり。此四色自然と備りたる地を四神相應の地といふ。まことに日本無双の勝地なり。されは此京に內裏をうつされしはるかのちの事なるが。人王八十一代の比。平相國淸盛我意にまかせて。兵庫の福原へ都をうつされけるに。さま／＼あやしき事ありぬ。こゝにおいて淸盛。諸卿群參のとき申されけるは。はじめの京やまさらん。此福原の新都やまさらんと尋ねられけるに。おの／＼淸盛の遷されたる福原の京を。あしきとも定めかたく。遠慮の折から梅小路中納言長方卿ひとりすゝみ出て。此福原の京はよろしからず。はしめの京こそ勝れたれさの給ひけるに。はたして淸盛都をうつしかへして。今の平安城に皇居なし奉りぬ。其後長方卿に對して。諸卿のの給ひけるは。扨々あやふきことかな。自然と歸京の儀あればこそなれ。さしも淸盛のよきと思ひて。うつされし福原の新都を。よろしからずとはの給ひけるぞ。淸盛の心にたがひて。いかなる難儀にやあひ給ふらんと。かたはらにてもあやふかりしに。まづは異議なくして。ともによろこべりとあれば。長方卿の曰。隨分淸盛の心に入へきやうにさて。申たればきづかふべきにあらす。其子細は和漢の人のためしを見るに。始めは一すぢによきと思ひこみて。何事もひとつの心にてするものなり。後には仕損じたると思ひながらも。はじめ人といひ合せざるによつて。其あやまりをひとりはひるかへしがたく。誰人ぞ是をあしきといはゞ。それに付てあらたむべきためによきあしきは我と知ながら。人の批判を尋るもの也。しかるにみづから新都の福原はあしきとさたし侍れば。淸盛此ことばをたよりにして。さつそく都をうつしかへぬるとこたへ給ぬ。はたして長方卿人に官位を超られんとし給ふ時。淸盛此卿の荷擔して。長方卿は物よく心得たる人なりとて。官位をすゝめられける。此事を古き書に梅小路殿の兩京の定めとて。さしも思慮ふかき事にいひつたへ侍りぬ。げにや此京はいたつて目出度。四神相應の勝地ぞかし。

【東京】明治元年九月二十日。車駕江戸に幸し。十月十三日御着輦。十一月四日。市中一統の者へ東京府にて御酒を賜はる。地主家主總代として出づ。是日江戸城を皇居と爲し。改て東京城と稱せらる。十二月八日再び京都に還幸あり。東京には留守官を置き。二年三月いよ／＼京都の政府を引拂ひて。東京に御遷幸二十八日御着輦あり。同六年五月五日。皇城炎上す（午前一時二十分後宮より失火。闔城延燒し。四時三十分熸す）。天皇。皇后火を赤坂離宮に避け。遂に假皇居と爲し給ひ。二十一年。新宮の建築竣功し。二十二年一月。遷御なし給ふ。因に云ふ。東京城は德川氏代々の居城にして。其もとは太田道灌の建築する所にて。康正二年に功を創し。長祿元年四月に功を竣れり。此地は素と江戸太郎重長の邸ありし處のよし。されば江戸城と稱し來れるなり。道灌は凡三十年はかり居城せしが。文明十八年七月。上杉定政の爲に相模國糟屋の館に於て殺されぬ。これより定政は家臣曾我某を江戸の城代となし。定政卒して後。其子朝良孫朝興等城主たり。然るに大永四年正月。北條氏綱が爲に攻められ。此城遂に北條氏の有となれり。氏綱其臣遠山某をして留守たらしむ。永祿三年。太田三樂に奪はれしか。同六年。又北條氏の有となり。遠山直景。富永某をしてこれを守らしむ。同十八年。豐臣秀吉北條氏を滅し。德川氏を關東に封す。是

に於て遠山氏の族川村秀重。城を開て德川氏に致す。同八月朔。德川氏入城し。以來代々の居城となれり。西丸の城は道灌の築く所といひ。又德川氏之を築きて御隱居曲輪といひしなと。兩説あり(此事は猶よく考證せむとす)。慶長の初年より。日比谷の灣を塡めて。城地を廣め。それより二の丸三の丸等の曲輪を修築し。或は堀を開き。或は石垣を疊み。天守櫓を建る等。いづれも東西諸藩に課せし所なり。近く文久三年に西丸燒失し。同年十一月十五日。本丸また燒失す。將軍並に和宮。天璋院。本壽院火を淸水邸に避け。二十六日。將軍和宮は田安邸に假住す。翌元治元年。西丸落成し。本丸は復た土木を起さす。德川氏此城に居りしより。子孫相承る十五世。二百七十九年なり。明治元年四月。德川慶喜これを天朝に奉したるなり。尙武藏及東京の條參照すべし。

ミヤツコ　造。(コクザウを見よ)

ミヤマヰリ　宮參。(タムジヤウを見よ)

ミユキ　行幸は。皇族の出行を云ふ。【本朝行幸類名稱】和漢名數に云く。天子稱二行幸一(還幸)。上皇稱二御幸一。春宮。皇后稱二行啓一。親王稱二渡御一(或稱二御出一)。帝王並仙洞稱二還幸一。親王及執柄稱二還御一とあり。和訓栞に。みゆき行幸をいふ。御行也。今上に行幸といひ。上皇に御幸といふは。西宮記などよりその分ち見えて。三代實錄までは。其分ち見えすといへり」と見えたり。古代行幸のことは。類聚國史に詳にあり。今一々擧げす。玆に重むずべき行幸の一二を出す。【朝覲行幸】公事根源云。是は天子年の始に。上皇並母后の宮に行幸なる事有。嵯峨天皇大同四年八月に。朝きんの儀ははしまる。嘉祥二年正月二十日に。仁明の御門母后に朝きんのため。冷泉院に行幸なる。彼時御門南階をくたりて。笏をたゝしくして。跪給し事も侍にや。周禮春日朝。秋日覲と見たり。是朝覲の初なり。漢高祖は五日に一度父の太公に朝せられける。人の御門にも其ためし有事にこそ。【石淸水御幸】江家次第云(寬治四年)前三日召二御廐御馬一御覽焉。選二其美好十疋一點定。彼日走馬。前二日試樂。先垂二寢殿母屋御簾一。南廂東西四間鋪二繧繝端帖二枚一。其上敷二東京錦茵一枚一爲二御座一。第五間簀子敷以西。並西南渡殿鋪二菅圓座一。爲二王卿座一。南階以西砌鋪二黃端帖一爲二侍臣座一。時剋出御。公卿着二御前座一。舞人陪從。依レ召自二東中門一參入歌舞退。前一日御二覽神寶一。又賜二舞人陪從等裝束一。當日早旦裝二束寢殿一。其儀如二試樂日一。時剋出御。公卿着座舞人陪從(先是給挿頭花)依レ召參入歌舞(求子)訖退出。次神寶以下入レ自二東中門一。先前掃二人相並。次御幣持二人。次神寶十荷。次御裝物。次御琴。次神馬三疋。次小使四人(諸司三分二人。一分一人。各相並。下臈爲レ先)。次走馬十疋(舞人乘レ之。上臈爲レ先。但路次行列下臈爲レ先)。次第經二南庭一出レ自二西門一。次公卿列二立於南階西一(北上東面)。次寄二御車於南階一。乘御之後。公卿以下前行。於二西外門一騎馬。其行列次第。先左衞門府佐以下。府生以上(下臈爲レ先)。門部十四人。火長等交レ之(火長在レ前。門部在レ後)。次左兵衞府以下。府生以上(下臈爲レ先)。兵衞十四人交レ之。次侍從十二人(下臈爲レ先)。次左右馬寮頭以下。史生以上(下臈爲レ先)。次大臣以下。參議以上(下臈爲レ先。但衞府公卿帶二弓箭一)。次左右近衞府次將各一人。候二御車差左一。將監以下。府生以下。並近衞各十四人。左右陣列(步陣在レ內。騎陣在レ外。並夾二御車一)。御隨身將曹以下同在二此陣一。御車副八人。諸司一分以上十二人。扈從如レ恒(八人轅。二人轂本。二人小轅)。次御笏御沓(以上廳官持レ之相並)。次御榻。次公卿別當一人。次非參議別當判官代。藏人主典代。次陪從十二人。次藏人所十人。次御膳辛櫃四合。次御厨子所預一人。膳部四人。舍人四人。次御衣辛櫃二合。次廳官二人。舍人四人。次右兵衞府佐以下。府生以上。兵衞十四人交レ之。次右衞門府佐以下。府生以上。門部十四人。火長等交レ之。次祿辛櫃六合。次廳官二人。舍人十人。自二洞院西大路一北行。到二郁芳門大路一西折到二宮城東大路一南折到二二條大路一西折到二朱雀門大路一南折經二羅城門一南行渡二淀河浮橋一到二神宮寺北一群臣下馬。御車寄二宿院一(寢殿公卿列立。諸衞陣列如レ恒)。下御之後。公卿以下各着座。次供二御膳一。公卿以下各着座羞レ饌次供二御手水一。次舁二立神寶御幣等一(神寶者先令レ敷二葉薦一。立二其上一。御幣者非參議別當三人取レ之列立)。次置二膝突一枚於庭中一。次着二御禊座一。次供二御秡物一(侍臣傳供)。次陰陽師着座。次舞人牽二立御馬一(近衞將監引二神馬一在レ上)。御禊畢(此間陪從發秀笛戶)。次參二御神宮一。其路自二神宮寺東小門一入。自二南門一出。御幣神寶神馬走馬在レ前。公卿以下扈從如レ恒。次入二御於神宮南廊門以西御所一。公卿着二同廊門以東座一。諸衞着二門外胡床一。次舁二立神寶幣帛等於舞殿北第一間一。次遷二御於舞殿南第三間御座一(預敷二長筵一。其上敷二小筵二枚一。其上敷二高麗端半帖一枚一)。此間引二立神馬走馬於廊前一。次非參議別當一人。取二金銀御幣各三捧一(付二公卿別當一獻レ之。次取レ幣御拜兩段(右再拜)。訖返給如レ前。(公卿別當付二之宮司一)。宮司奉二於神殿(神寶等同付二宮司一)申一。祝訖。還二御南廊御所一(此間撤二舞殿御座一)。次廻二神馬走馬一(八度)。訖引二入神馬一。次馳二御馬一。次東遊。次雅樂寮奏二音樂一(左右各三曲)。次有二神樂事一(此間給二衝重於舞人以下一。侍臣勸盃事訖。給二人長祿一)。次仰二宮司勸賞事一。次給二宮司祿一有レ差。次供二養御經一(御導師之外。以二本宮僧一爲二咒願法用一)。訖給二導師祿一(公卿別當取

レ之、並導師以下布施 侍臣取レ之)。次有ニ諷誦事一(以ニ本宮僧一爲ニ導師ニ)。訖給ニ導師祿一。次還ニ御宿院一。次日。早旦供ニ御手水御粥等一。又供ニ御膳一。次公卿以下各着レ座羞レ膳。次公卿着ニ御前座ニ(給ニ衛重ニ)。舞人陪從。參入歌舞(求子)。訖退。次召ニ勅使參議ニ給レ祿(公卿別當取レ之)。次給ニ祿於舞人陪從召人諸衛官人以下樂人等一。次還御。行列如ニ昨日一。【日吉御幸儀】(寛治七年)。前ニ日召ニ御厩御馬一御覽焉。選ニ其美好一點定。彼日走馬。前一日御ニ覽神寳一。又賜ニ舞人陪從等裝束一。當日早旦御裝束。時剋出御。公卿着座。舞人陪從(先レ是給ニ插頭華ニ)。依レ召參入歌舞(求子)。訖退出。次神寳以下。入レ自ニ東中門一。先前掃二人(相並)。次御幣持三人。次神寳十二荷。次採物。次神馬二疋。次小使四人(諸司三分二人。一分二人。各相比下臈爲レ先。並用ニ爲レ廳官之者ニ)。次郁芳門院御神寳(同上但御琴與ニ御裓物相並ニ)。次小使四人(同上)。次走馬十疋(舞人乘レ之。上臈爲レ先。但路頭行列。下臈爲レ先)。次弟經ニ南庭一。出レ自ニ西門一。次公卿退次。撤ニ公卿座一。次公卿列ニ立於南階西ニ(北上東面)。次寄ニ御車於南階一。乘御之後。公卿前行。於ニ西門外一騎馬。其行列次第。先左衛門府佐以下。府生以上(下臈爲レ先)。門部十四人。火長交レ之(火長在レ前。門部在レ後)。次左兵衛府佐以下。府生以上(下臈爲レ先)。兵衛十四人交レ之。次侍從十二人(下臈爲レ先)。次左右馬寮頭以下。史生以下。史生以上(下臈爲レ先)。次大臣以下。參議以上(下臈爲レ先。但衛府公卿帶ニ弓箭ニ)。次左右近衛府次將各一人。候ニ於御車左右一。將監以下。府生以上。並近衛各十四人。左右陣列(歩陣在レ內。騎陣在レ外。並夾ニ御車ニ)。御隨身將曹以下。同在ニ此陣一。御車車副八人。諸司二分十二人。扈從如レ恒(八人轅。二人搬本。二人小轅)。次御笏御沓(以上廳官持レ之相並)。次御傷。次公卿別當一人。次非參議別當判官代。藏人主典代。次藏人所十人。次右兵衛府佐以下。府生以上。兵衛十四人。交レ之。次右衛門府佐以下。府生以上。門部十四人。火長等交レ之。次郁芳門院御幸諸衛陣列。前後別當公卿。行ニ列於御車前ニ(同上)。陪從十二人。扈ニ從御後ニ(在ニ非參議院司之次ニ)。次御膳辛櫃四合。次御厨子所預二人。膳部四人。舍人四人。次御衣辛櫃四合。次廳官四人。舍人八人(以上並在ニ右兵衛陣前ニ)。又女房車五兩。童女車一兩。祿辛櫃六合。在ニ右衛門陣後一。自ニ洞院東大路一北行。到ニ二條大路一東行。渡ニ鴨河一。經ニ會坂關一。未レ及ニ社頭鳥居一。群臣下馬。次公卿列ニ立於頓宮北庭ニ(南上西面)。諸衛陣立如レ恒。御車寄ニ頓宮一。次寄ニ郁芳院一。御車下御之後。公卿以下各着座。次供ニ御膳一。公卿以下羞レ饌。次供ニ御手水一。次舁ニ立神寳等ニ(先令レ敷ニ葉薦一立ニ其上ニ)。又置ニ軾一枚於庭中一。次着ニ御禊座一。次供ニ御裓物ニ(侍臣傳供)。次陰陽師着座。次非參議別當三人就ニ案下一。捧ニ御幣一列

ミユキ

立。近衛將監引ニ立神馬二疋一。御禊畢。次郁芳門院御禊(同上)。但陰陽師着座之後。舞人引ニ立御馬一。御禊畢 此間陪從發ニ歌笛ニ)。次上皇參ニ御社頭一。御幣神寳神馬在レ前。公卿以下扈從如レ恒。次入ニ御於神宮南廊門以東御所一。公卿着座。次舁ニ立神幣帛等於舞殿北ニ(郁芳門院御神寳等同舁立)。次遷ニ御於舞殿御座ニ(預敷ニ小筵二枚一。其上敷ニ高麗端半帖一枚ニ)。次非參議別當一人取ニ金銀御幣各三捧一。付ニ公卿別當一。獻レ之。次執ニ御幣一御拜兩段(各再拜)。次返ニ給公卿別當一。付ニ之於社司一。社司奉ニ於神殿ニ(神寳等同付ニ社司一申ニ還祝一畢。還ニ御南廊御所ニ(此間撤ニ舞殿御座ニ)。次廻ニ神馬走馬一三度訖。引ニ入神馬一。次東遊。次雅樂寮奏ニ音樂ニ(左右各三曲)。次有ニ神樂事ニ(此間給ニ衛重於舞人以下侍臣一。勸坏事訖。給ニ人長祿ニ)。次仰ニ社司勸賞事一。次給ニ社司祿一各有レ差。次有レ供ニ養御經一。事訖給ニ導師祿ニ(公卿別當給レ之)。次供ニ養郁芳門院御經ニ(同上)。次有ニ御諷誦事一。訖給ニ導師ニ(侍臣給レ之)。次郁芳門院御諷誦(同上)。次還ニ御頓宮ニ(舞人暫止ニ社頭一。爲レ上ニ御馬一也)。次敷ニ公卿座於北砌一。次公卿着座(西上北面)。次舞人馳ニ御馬一。次日早旦供ニ御手水御粥等一。又供ニ御膳一。次公卿以下各着座羞レ饌。次公卿着ニ御前座ニ(預敷ニ其座一如ニ昨日一。又給ニ衛重ニ)。舞人陪從。參入歌舞(求子)。訖退。次召ニ勅使參議一給レ祿(公卿別當給レ之)。次給ニ祿於舞人陪召人諸衛官人以下樂人等一。次還御行列如ニ昨日一。」以上行幸の二三を擧けたるなり。尙ほ史傳上に其事を記する者多しと雖も。大異なきを以。省きぬ。降て武家の世に及て。行幸の事稀に之を見る。獨り天正十六年正月。後陽成天皇の時豐臣秀吉聚樂の邸に行幸せしは。數百年來廢絕せし儀典を再興し。天下の耳目を一變せしと云ふ。今其儀を略叙せんに。天正十六年四月十四日。天皇豐臣氏の聚樂邸に幸す。上皇及び准后。女御妃嬪六宮。古佐丸中務卿邦房親王啓。關白豐臣秀吉迎扈し。准三宮藤原兼孝。內基。從一位昭實。左大臣信輔。右大臣晴秀。內大臣平信雄。前內大臣藤原公維。權大納言兼左近衛大將信房。權大納言兼右近衛大將實益。權大納言公遠。晴豐。親綱。光宣。輝資。源敦通。大納言源家康。豐臣秀長。前權大納言藤原雅春。經賴。權中納言豐臣秀次。從三位雅朝王。參議三宅秀家。右近衛權少將菅原利家。侍從平信包。左近衛權少將豐臣秀康。秀勝。侍從平秀信。豐臣秀秋。義康。秀一。藤原秀政。氏郷。源忠興。平信秀。平長益。菅原利長。源賴隆。藤原長重。源輝政。越智貞通。源義統。藤原定次。源忠政。藤原直政。源高政。豐臣勝俊。秦元親等扈從し。或は輿し。或は騎し。衆を縱して議衛を觀せしむ。父老涕を流して相謂て曰く。圖らざりき。今日始めて太平の象を視んとは。天皇留蹕すること累日。幣獻の腆き。供御の殷なる。前古に超絕せり。天

皇大に讌ふ。十五日秀吉群侯を階下に會し。俱に王室を尊ばんことを盟はしむ。十六日大に公卿列侯に燕宴す。天皇。上皇御製の和歌を賜ひ。松に寄する祝を以て題と爲す。秀吉以下制に應し。歌を賡ふ。十七日樂を奏し。十八日天皇宮に還る。秀吉輦下の戶稅を括し。以て供御に充つ。又近江の田八千石を附し。頒ちて公卿及び諸門跡の釆邑と爲す。以上聚樂邸行幸の大畧なり。

明治元年。行幸供奉御列を三等に分ち。平常は務て簡便に從ふ。十月二十日。車駕京都を發す。補相岩倉具視。議定中山忠能。外國官知事伊達宗城。刑法官副知事池田章政及び加藤泰秋。池田德澄。山内豐積等從ふ。議定山内豐信は先發す。二十四日沿道の商家業を休むに及はさるを令す。四年東京へ行幸。東京市中は道路の兩傍に竹矢來を結び。橫町は板塀を以て之を塞げり。而して途中人民の拜觀を許す。四年假に行幸前驅の旗章を定む。六年從來人民の跪禮を改め。行幸行啓の節。人民は路傍に立禮せしむ。九年行幸の御途中に訴狀等差出す者なき樣諭達す。

○明治元年御東幸供奉列次

(三日前出立)

前驅 (尾州侯爵德川義禮先代)德川三位中將(故義宜) 前衞 彥根兵隊半大隊

(伯爵)井伊中將(直憲)騎馬
(掌典補)澤渡河内大掾(廣孝)帶刀
(侍從子爵)綾小路少將(有良)騎馬
新見内匠少屬(泰勝)帶刀

帶刀 同 (子爵六條有熙父)六條少將(有義)
從者 從者
大島左馬大允帶刀帶刀
御灯唐櫃

御警衞士 三人
岸大路豐後介帶刀帶刀
御羽車長 駕輿丁
舁床
西池右兵衞大尉帶刀帶刀
舁床
御警衞士 三人
簀薦 二人
(子爵倉橋泰顯父)倉橋大藏卿(故泰聰)
從者 從者

(子爵)交野左京大夫(時萬)
從者 從者
御警衞士 三人
小野左兵衞少尉帶刀帶刀
舁床
御羽車長 駕輿丁
簀薦 二人
上田左近番長帶刀帶刀
舁床
御警衞士 三人

(子爵)白川三位(資訓)
從者 從者
(子爵)町尻少將(量衡)
從者 從者
(水口子爵)加藤能登守(明實)
從者 從者

德岡大膳大進(故久遠)帶刀帶刀
御幸櫃
同
神代上野大掾(故名臣)從者從者

村田大舍人少屬(故信義)從者從者
同
同
奧田掃部大屬(故信敬)從者從者

山本大和大掾(盛秀)從者從者
同
山名中務少丞(故亮功)從者從者
簀薦
山口筑前守(蕃昌)從者從者
山口少內記(昌吉)從者從者
德岡內藏大允(盛禮)從者從者

御警衞 加藤能登守人數
小野筑前守(故重安)從者從者
(先帝御事蹟取調掛)小野越後守(職忠)從者從者

平岡掃部權助從者從者
堀川大藏少丞(弘亮)從者從者
(男爵押小路師保祖父)押小路大外記(故師親)帶刀帶刀帶刀

幸德井筑前守(保之)帶刀帶刀
從者
林 內豎 頭(貞旅)從者從者
幸德井陰陽助(故保源) 內外印櫃
從者
青木雅樂權助 行方從者從者

簀薦 二人
(子爵入江爲守養父)入江大夫(故爲福)騎馬
帶刀 同 同
帶刀 同 同

ミユキ

ミユキ

（子爵石野基道父）石野左衞門權佐（故基佑）　從者　從者
（歩兵大尉子爵）裏松中務權少輔（良光）　從者　從者

（侍從子爵）東園侍從（基愛）　從者　從者
（尾州徵臣）間島萬次郎（故冬道）騎馬　帶刀　帶刀　同　同

（男爵）神山四位（郡廉）　從者　從者
（子爵阿野季忠祖父）阿野中納言（故公誠）騎馬　帶刀　帶刀　同　同　同　同

（侯爵池田仲博祖父）池田中納言（故慶德）　從者　從者
中御門大納言　從者　從者
中山儀同　從者　從者
三條右大臣　從者　從者

（伯爵室町公大父）四辻宰相中將（故公賀）　從者　從者
藤井左兵衞權大尉　帶刀　帶刀

（子爵武者小路公共祖父）武者小路少將（故公香）　從者　從者
小森縫殿少允（政康）　帶刀　帶刀

津田左兵衞少尉　從者　從者
（子爵堀川護麿父）堀川新三位（故康隆）　從者　從者
土山長門介　從者　從者

長野圖書少允（祐忠）　從者　從者
（東宮侍從長子爵）中辻三位（修長）　從者　從者
水口彈正少忠　從者　從者

（伯爵）萬里小路權右中辨（通房）　從者　從者
大原大學大典　從者　從者
葱花輦　駕輿丁長四人　雨皮　吳床　吳床　菅蓋　二人
（伯爵柳原義光父）柳原右少辨（故前光）　從者　從者
藤木肥後介　從者　從者

壬生左大史（明麗）　帶刀　帶刀　帶刀
安田三河椽　帶刀
（調度局屬）戶田左兵衞大尉（重民）　從者　從者
進藤左近番長　從者　從者

ミユキ

音木左兵衞權大尉　從者　從者
內海宮內少錄　從者　從者
山田中務　帶刀
御板輿　雨皮　吳床　吳床　菅蓋　御草鞋
粟津右兵衞權少尉　從者　從者
石田左兵衞大尉　從者　從者
山田右膳　帶刀

御鞍置　詰使番　口付　御鞭詰使番　下役　御衣着　詰使番　口付
御馬　下乘　口付　御鞭詰使番　御用掛　帶刀　帶刀　沓籠　御馬　下乘　口付

御用掛　從者　從者　下役　御衣着　詰使番　口付　沓籠　御馬　下乘　口付
御用掛　從者　從者　下役　沓籠　御馬具入辛櫃　宰領

（從四位）戶田備後守（忠綱）騎馬　帶刀　帶刀　同　同　同　同
御用掛　帶刀　帶刀
乘役　帶刀　帶刀　下乘　竹馬
乘役　帶刀　帶刀　下乘　竹馬

御長棹宰領　同御馬醫藥籠
（伯爵坊城俊章父）坊城右大辨宰相（故俊政）騎馬

帶刀　同　同
帶刀　同　同
（子爵千種有梁祖父）千種三位（故有文）　從者　從者
中村幹之助　帶刀　帶刀

（男爵）長松文輔（幹）　帶刀　帶刀
小牧善次郎（昌業）　從者　從者
小橋恒藏　帶刀
北川德之允（故泰明）　帶刀　帶刀
谷森眞男　帶刀
武井逸之助　帶刀

井上主膳（故忠本）　帶刀
渡邊大監　帶刀
山本大助　帶刀
山科出雲守　帶刀　帶刀
岡本市之進　帶刀
市川右衞門　帶刀
御衣櫃

山科筑前守（故生春）　從者　從者
（掌典）粟津長門守（職綱）　從者　從者
神間越中守（故景合）　從者　從者
同　同　同

同　同　時岡神祇少史(故茂承)從者　從者　同　同　佐々木主水帶刀　贄鷹

同　御茶湯櫃　非藏人帶刀帶刀　非藏人帶刀帶刀　御水器　御藥櫃　御醫帶刀帶刀　御醫帶刀帶刀

御膳辛櫃　御厨子所帶刀帶刀　御厨子所帶刀帶刀　(伯爵西三條公允父)三條西大納言(故季知)騎馬

帶刀　同　同　從者　帶刀　同　同　(伯爵飛鳥井雅望父)飛鳥井前大納言(故雅典)　從者

(子爵石山基則祖父)石山左兵衛督(故基文)　從者　從者

(子爵高野宗順祖父)高野少將(故保健)　從者　從者　萩原右衛門佐(員種)　從者　從者

(掌典子爵)竹屋左衛門佐(光昭)　從者　從者　(侯爵)中御門皇后宮大進(經明)　從者　從者

石井民部大輔(故行知)　從者　從者　藤島左衛門權大尉(助胤)　帶刀　同　帶刀　同

深尾內藏少允(故金長)帶刀帶刀　垣內尾張介(故匡盛)帶刀帶刀　後衛　加州兵隊半大隊　前田宰相中將(慶寧)騎馬

御列外供奉　木村三郎帶刀帶刀
軍務官權事　西村亮吉帶刀帶刀

當時供奉人名中にありて御列中になき分は。德大寺大納言。松平中納言。廣澤參與。五辻彈正大弼。西四辻少將。巖谷史官。岸頁史官。井上筆生。佐藤筆生。尾崎筆生。富小路前中務大輔。長谷少納言。正親町中納言等の人々にして。又御列中にありて供奉人名中になき分は。押小路大外記。萬里小路權右中將。柳原右少辨。小牧善次郎。中村幹之助なり。又御列中に記載なき地下の輩は。供奉人名中に掲げざるなり。而て當時供奉人名中に其名ありて。道中其列に加はらざりし一人なる巖谷史官。乃ち今の一六居士巖谷修氏に就て。事情を聞くに。氏は。山中靜逸。日下部東作等諸氏と共に。沿道の年老。孝子。義僕。及水火災難にて難澁する者に賑恤の典を行はせらるゝことを掌どり。史官は一々賑恤の文を作りて。目録に添へ之を下賜し。二三日づゝ車駕に後れて隨行したるものにて。當時沿道驛々の孝子。義僕は二千疋以下。年老は七十歲以上二百疋。八十歲以上三百疋。九十歲以上五百疋と定め。其の褒賞及惠賜の人員は。年老一万五百四十五人。孝子。義僕百三十八人。水害難澁人四千三百七十三人。火災難澁人五千六百九十四人なりしと云ふ(大陽臨時增刊抄出)。

人民の請ふて龍駕を奉迎せしは。明治十二年八月を以て始となす。先きに米國前大統領克蘭度來る。東京府民夜會を工部大學に設け。以て之を饗す。府民遂に龍駕を上野公園に奉迎し。刀槍の諸技。及び騎射。犬追物等の諸戲を以て。天覽に供す。勅奏官及び克蘭度之に陪す。爾後二十二年二月十一日。憲法發布の日。青山練兵場に行幸ありて。觀兵式を行はれたるは。未曾有の大典とす。其概略を擧ること。左の如し。觀兵式。聖上。皇后兩陛下には。本日午後一時宮城御出門。午後二時過青山練兵場へ行幸あらせられ。午後五時還御あらせられたり。供奉の內。親王には。熾仁親王殿下。威仁親王殿下。御息所には。熾仁親王御息所。彰仁親王御息所。能久親王御息所。威仁親王御息所。各大臣には。大隈。西鄉。井上。山田。松方。大山。榎本の七大臣宮內書記官は櫻井。式部官は長崎。侍從は米田。岡田。毛利及び廣幡試補の諸氏。主馬頭は主馬權頭心得藤波氏之を勤め。車馬監は山口主馬寮技師。御料の馭者は宮下主馬寮技師。女官は高倉典侍。姉小路掌侍。北島權掌侍。三上七等出仕。近衛將校は岡崎歩兵少佐。蘆原。山口。三井。有馬。生中。長南の歩兵中尉。松岡砲兵大尉。山本歩兵中尉。中尾工兵中尉にして。晃親王殿下は御先着相成たる由なり。又明治二十七年三月九日。今上天皇。大婚二十五年の祝典を擧させられ。兩陛下御車を共にして。青山練兵場へ臨ませられ。觀兵式あり。三十一年四月十日。東京市民は奠都三十年祭を行ひ。二重橋外に式場を設け。天皇。皇后兩陛下の臨御を仰ぎ奉れる例あり

ミユキ

ミヨシ キヨツラノホウジ 三善清行之封事。清行は醍醐帝の朝に仕へ。文學を以て聞え。延喜中式部少輔となり。從四位下に叙せられ。式部大輔に遷る。帝方さに政治に勵精し。詔して直言を求む。清行時弊に關する意見十二條を上る。其の略に曰く。國朝天險。土壤膏腴。人民豐富。三韓を臣服す。能く然る所以のものは。國俗敦厖。民風忠孝。賦斂を輕くし。徵發を疎にす。上は仁を垂れて下を牧し。下は誠を盡くして上を載き。一國の政は猶ほ一身の治の如きを以てなり。自後化漸く薄く。法滋々密に。斂增し。役倍す。戶口月に減じ。田畝日に荒る。既にして佛法初て傳はり。上下相競ひて資產を傾けて浮屠を造る。田園を捨てゝ佛地となす。降りて天平に及びて多く大寺を創し。莊嚴美を盡し。遂に七道をして國每に二佛寺を建てしむ。名けて國分寺と曰ふ。其の費や。各々其の國の正稅を用ひ。天下の費の十の五に居る。桓武帝に至りて宮城を營み。甚く庸調を賦し。又五の三を費す。仁明帝奢を好み。後房の飾り齊を竭し。賦を倍す。又二の一を費す。貞觀中宮殿頻りに災あり。之を修營するに。又一の半を費す。則ち當今國家の經入は。古の十が一に非るなり。臣嘗て備中介となり。試に其の一鄕を閱するに。皇極の晚年二万の兵士あり。神護中二千丁に減じ。貞觀中七十餘人。臣の時に及びて僅に九人を得。今聞くに一人だもなしと。二百五十年來衰弊此の如し。此を以て之を推すに。天下の虛耗知るべきのみ。陛下万古の興衰を照し。宵衣旰食惠を民庶に降す。興復寧ぞ期すべきなからん。謹て便宜十二事を陳す。其(一)請ふ。祭祀を肅しみ豐穰を祈らん。夫れ國は民を以て天とし。民は食を以て天とす。民なくんば何にか據らん。食なくんば何にか資らん。然らば民を安ずるの道。食を足らすの要。唯水旱變なく。年穀登あるに在り。故に朝家每年神祇に禱りて。豐熟を乞ふ。然れ共星霜を經るに從ひ。儀式漸く紊れ。修僧其人を得ず。徒に故事の躰面を存するのみ。此の如くにして。神豈に饗を歆けんや。其(二)請ふ奢侈を禁ぜん。貞元の間。親王公卿綾紫絹を以て変移とす。今史生白縑を以て之をなす。婦女婢妾紈綾に非されば服せず。富者は志を逞くするに誇り。貧者は及ばざるを耻づ。一衣。產を破り。一饌。貲を盡くす。田疇爲めに蕪し。盜賊爲めに滋し。望むらくは階級に隨て制限を立て。葬喪に至りても亦然くし。以て其の僭忒を糺し。上より下を率ゐば。源澄くして流清まん。其の(三)請ふ口分田を修せん。蓋し口分田の制たる。租庸調を收めんが爲なり。而るに今已に田を奸して貢を闕く。牧宰は空しく無用の田籍を懷きて。豪富は彌々併兼の地利を收む。須く見口を閱實して。其の口分田を班給すべし。其の遺田は。收めて公田となし。國司の沽に任じ。或は地子を納めて以て無身の調租に充て。猶遺稻あらば之を不動に納めん。此の如くせば。其の數を概計するに。當今の調庸に三倍せん。則ち公の爲めには利ありて。民の爲めには損なし。其の(四)請ふ大學の學田を復せん。夫れ國を治るは賢に在り。賢を得るは學に在り。故に昔時學田を給して諸生を養成す。而して年代漸く久しく。事皆睽違し。終に今日に及びて。諸生をして大學は坎壈の府。涼餒の鄕と曰はしむるに至る。望らくは學田を復し。又嚴に博士に敕して貢擧の法を公にし。專ら材藝を論じ。請託を受るを得ざらしめん。其の(五)請ふ五節の選妓員を減じて。前朝內を好むの例を襲ふなけん。其の(六)請ふ判事を增置せん。舊制に判事は六員なり。寬平四年。詔して四人を省き。唯大小判書各一人を置く。而して大判事獨り明法のものを用ひ。小判事は其の人に非ず。夫れ万民の死生を以て一人の脣吻に繫け。五刑の輕重を括りて獨見の讞書に決するは。已に閱實の理に乖く。恐くは濫罰の科を貽さん。望らくは舊に依り。判事六人を置き。皆な法律に明かなるものを擇み。俱に科文を議し。條章を詳定せしめん。其の(七)請ふ百官の四季祿を均給せん。比年官庫乏を告げ。唯々公卿及出納の諸司。每年給を受く。其の餘の庶官。五六年に一季の料を給し難し。閑忙務を殊にすと雖も。頒賜に至りては。宜しく差別なかるべし。其の(八)請ふ諸國吏民の越訴を停めん。夫れ牧宰の重きを以て。小吏賤民と肩を比べて鞫を受く。事白なるを得ると雖も。威權已に墜つ。耻を知るの士。誰か吏たるを冀はん。望くは牧宰を治するに寬典に從ひ。文法に拘するなく。反逆を除くの外。朝使を發せざらん。其の(九)請ふ勘籍の人數を定めん。三宮以下諸王。大夫。命婦。資人。諸司。衞府。式兵の二省は。籍人一歲に稍ろ三千人に及ぶ。國朝の課丁は。奧羽。太宰。九國に課するの外三十万に滿たず。而して大半身あるものなきを以て。見丁十餘万人のみ。其の中歲々三千人を除かば。未だ四十年に盈たずして。天下皆な不課の民とならん。望らくは每年定額を立て。大國は十人。次を以て之を差し。以て觸符に載せん。其の(十)請ふ檢非違使。弩師を選任せん。檢非違使は本と境內の奸濫を糺すを掌る。而して今此の職に任ずるものは。皆な是れ當時其の贖勞料を納めし所の百姓なり。徒に公俸を費して差役に堪へず。望らくは明法の學生を監試して任に充てん。又奧羽。鎭西及び沿海諸國の弩師は。皆年俸を給し又其斥賣を許す故。唯々價直の高下を論じて。才技の長短を問はず。望らくは六衞を練習せしめ。其の才枝を試み。其の功勞に隨て之に任ぜん。其の(十一)請ふ僧徒の濫惡及宿衞の强暴を禁ぜん。總に朝廷權貴の山澤を規錮し。田地を侵奪するを禁ず。

是に於て更。治を施し易くして。民居安きを得。而して猶は凶暴邪悪のものあり。即ち悪僧と宿衛なり。今諸寺の僧の得度するもの年に二三百人。大半邪濫又課を逃れ租を逋るゝものなり。天下の民。禿首のもの三の二に居り。皆妻を蓄へ腥を啖ひ。甚だしきものは盗をなし。或は竊に錢を鑄る。望むらくは痛く之を禁懲し。度牒を奪ひ。本役に返さんことを。又六衞府の舍人は。皆須らく毎月結番暁夕警備すべし。而るに今諸國に散落し。或は千里の外に在り。百日行程の境豈に曉夕分番するを得んや。此れ皆な部内の强豪。民間の凶暴者なり。國司法に依りて其の事を糾糺すれば。則ち奔りて洛に入り。錢貨を納れ。買ひて宿衛となり。或は徒黨を帥ゐて國府を却圍し。或は老拳を奮ひて以て官長を淩辱す。凡そ厥の蠹害は唯々狝獮のみに非るなり。夫れ衞卒を選置するは警急に備へんが爲めなり。而るに今遠く甸服に在りて京畿に居らず。若し急あらば奔赴するも何ぞ及ばん。然らば則ち徒に諸國の豺狼となりて。毫も六軍の貔虎に非るなり。望らくは諸ふ諸衞府の舍人充補の後。本國に歸住するを得ず。若し寧歸する者あらば。各〻賜暇の日を限り。本府の牒を取りて國衙に附送し。限外に流連するを得ざらしむ。若し猶は懈緩還らざる者は。國宰其職を解き。且事狀を錄して本府に牒送せん。其の（十二）魚住泊を修せん。夫れ山陽西海。南海の三道。舟船海行の程は檉生泊より韓泊に至る。韓泊より魚住泊に至る。魚住泊より大輪田泊に至る。大輪田泊より河尻に至る。各一日の行なり。今此の泊廢せられて。韓泊より直に輪田に至る。蕩覆年に百艘。望らくは官司を差して此の泊を修造し。播備の税を以て其の費に給せんと。帝嘉納す。

ミリムシユ　味淋酒。（サケを見よ）

ミヲツクシ　澪標。又澪杭とも云ふ。ミヲの串の義なり。近世事談に。澪は水のふかみ。標はしるしの木なり。延喜式卷第五十云。凡難波津頭海中立二澪標一。若有二舊標朽折一。捜求拔去云。難波に立所始也。類聚國史に云。難波江に始て澪標を建ると云々。後撰「難波かた何にもあらぬみを盡し。ふかき心のしるしはかりそ」（大江玉淵女）。拾遺「わひぬれば今はたおなし難波なる。身をつくしてもあはんとそおもふ。元良親王」とあり。

ム之部

ムカシバナシ　昔咄。（ラクゴを見よ）

ムカバキ　行縢。倭名抄云。釋名云。行縢（無加波岐）縢也。言裹レ脚可二以跳騰輕便一也」とあり。四季草に。我國の行縢の始はいつより始まれるにか知るよしあられど。大寶養老の衣服令。延喜式。三代實錄。扶桑略記。萬葉集。倭名抄等に見えたる物なれば。上古より有し物なる事を知るべし」と見ゆ。軍器考云。古は錦をもて作りて。武官の禮服とせしに。順の比。旣に行旅の具とのみなりしなり。進士志定茂が有馬の湯へ行とて。行縢を人にかりて。はかむすへ知ざりし事。著聞集に載たれば。承元の比迄。猶しかぞありける。されど武士の騎射する時は。必はきし物也。豐後守中原高忠が聞書に。昔は今の人の上下着るやうに。衣裳にもはきけり。されば何事をもせよ。行縢はきてせしほどに。今に笠懸。小笠懸。流鏑馬。又は獵する時も。式々の時は皆はく也と。見えたり。鎌倉殿の時。御家人等が御弓矢など進らする時には。御行縢をも副て進らす。賜る時にも。かくぞありける。おもふに古の禮服と後代の物とは。其名と其用とは同じけれと。其制は異なりしにや。武士の行縢は。皆鹿の皮を用ひし也。夏毛を用ふる事。定まれる式也。秋ふた毛と。わりやはせにする事もありし。塗行縢とて漆にて塗りたるもあり。又それより後代には。或熊皮。或豹。虎の皮なとを以て。わり合せに。したるもあり。緒の革は。菖蒲革を本とす。黑皮。ふすべ皮などをば。晴の時は用ひず。纂目とゞめ。沓こみの緒などいふあり。足利殿の時。御所の御行縢緒には。紫革を用ひられて。裏には。色々に染たる綾。唐の織物などをうたれし。又裏うたれぬをも。めされしとなむ。又神事に用ふる行縢は。其制すこしく異なり。又沓も。歩射騎射ともに鼻高を用ひしといふ。高志か説に。昔は晴の時には。とも皮の沓をば。はかざりし由見えたり。」また貞丈雜記に。熊の皮の行縢は。彈正の官の人ならでは不用也。虎豹の皮は公方樣。又は三職の衆ならでは用ゐ給はぬ也（射手具足秘傳に委し）。」又云く。熊の皮行縢を彈正。又檢非違使の官の人用る事は。武家にて定めたる事にはあらず。禁裏の御定め也。尺素往來（一條兼良公御作の書なり）。行縢の事を書き給ひし所に。霜臺廷尉者熊皮尋常の事候歟とあり。霜臺は彈正の唐名也。廷尉は檢非違使の唐名也　彈正も檢非違使も法にそむきたる者を糺して刑罰を行ふ官なる故威勢ありて人おそるゝなり。熊は猛き獸なる故威勢あり。それを賞美して彈正。檢非違使の行縢に用るなり。泥障に用るも同し意なり。平人は熊皮は不レ用也）。」行縢は。古の人は今の人の袴着る如く。常に着しける由。射手方具足秘傳に見えたり。常に着るとは馬にのる程なれは必着したるなり。」行縢に【やたらびやうし】とて。鞍のあたる所へ別の革を付る物也といふ人あり。やたらび

やうしさいふ事舊記に見えず。それに似たる事もなし。いぶかし。此說用がたし。又行縢をはきて。貴人は兩方の腰にあげまき下ると云說あり。此事も舊記に見えず。用がたし。」【はかま行縢】と云は。神事行縢の事也。神事の時。犬追物笠懸やぶさめなど射る時にはく。行縢はむかばきのすそ白毛のかどをすぢかひに切てはくを云ふ也。笠懸聞書射手具足秘傳の書にみえたり。」【ぬり行縢】と云ふは。鹿の毛皮をうるしにて黑くぬりたるなり(白星は殘すなり)。飛驒守惟久が畫。後三年の戰義家朝臣歸京の體に。長絹の直垂に黑ぬりの行縢を着たり。白星をのこさず一面に黑し。

【わり合せの行縢】と云は。鹿の皮と虎豹の皮と竪につぎ合せたるを云。又鹿の夏毛と秋毛をつぎたるを云ふ(射手具足秘傳に委し)。行縢はきたる時は。泥障はさすまじき也。鐙すりは不苦と。寶弓兵鑑に見たり。されば犬追物笠掛に泥障はさらぬ也。泥障は。もとは雨天に衣服にはねあがる泥を障る爲の物也。後には晴天にも是をさして餝とする也。武用にはいらぬ物故。軍陣騎射などに用る事はなし。又永正家中竹馬記に云。あふり指事。遠旅などには苦しからず。但それも洛中などよりやがてあふりさして。可乘は不可然とあり。」むかはきをくらおほひにする事。多賀豐後守高忠聞書にて。其しかた見えたり。義經記(しやな王殿くらま出の條)に。兒をのせ奉らんとて。つきげなる馬にいかけぢの(沃懸地也)くらをきて。犬まだらのむかばきくらおほひにしてぞ。出きたる云々。」光大補入。犬追物圖說に曰。行縢は鹿の皮を用る事本式也。若年の人は。毛色のうすきを用ひ。老年程毛色のこきを用る也。(中略)鹿は四月頃よりそろ〳〵毛ぬけ代り。五月頃黃色に成り。白星あざやかに出來て。夏の末には。毛長く赤みさして色こく成。八月頃より。又毛ぬけかはりて。赤みつよくなりて。冬に至る程黑みさして。後には馬のあをのごとくに成物也。夏毛といふは。夏に至りて毛のぬけ代りたる時。はぎたる皮也。その色うすく花やかなる故。十五六迄の少年の人用也。夏毛の秋かけたるといふは。秋に至て毛のぬけ代りたる時はぎたる皮也。夏の古毛は長く。秋の毛は短く生まじりてあるを。その生殘りたる夏毛をむしりてのくるなり。是をむしり毛と云ふ。其色夏毛といふよりはこき故。十七八より二三十以上壯年の人用也。秋二毛といふは。即此夏毛の秋かけたると同物也。二品に非ず。秋二毛の黑きといふは。冬に至て少黑みさしたる頃はぎたる皮也。その色夏毛の秋かけたるといふよりもこき故。五六十以上老年の人用也。秋毛の冬かけて黑きといふは。即此秋二毛の黑と同物也云々。夫木抄に權僧正公朝「ふる雪におち草とむる犬かひの。かはのはかつはみるもおそろし」。又行基菩薩の歌に「まふくだる修行に出しかはゝかま」。マウクダルは誦てクダル也」とあり。四季草に。近世行縢の事をしるしたる書に(其書の奧に。應永二十四年八月十五日。小笠原備前守持長判とありて。奧書もあり。持長の書に。後人繪圖を加へ加筆したる物歟。行縢の前腰の少下に。袋を付たる躰を繪圖にして。それをやたら拍子といふと記せり。或書に此やたら拍子。殊外の秘說たるよし見えたり。按ずるに室町殿の代に記せし射手方の古傳書に。行縢のこしらへやうを書ける事多く見えたれども。やたら

拍子の事一言半句も見えず。又流鏑馬。笠懸。犬追物。狩などに。行縢をはくに。やたら拍子といふもの。何れの射藝にも馬藝にも曾て入用の事なし。射手方にては。やたらひやうしといふ物を用ふる故實はなき事なり。射手方にては。右皮の前腰の少し下に。引目とじめとて。革緒を付置て。是にて引目を括り置く事はあるなり。此引目とじめを付るにも。かのやたら拍子は妨になる物なり。用ふる事なかれ。何の爲めに何によりて。やたら拍子をば妄作したるかいぶかし。用にもたゝぬものなれば。秘説口傳と書もつくり事なり。笑ふべき事なり。又一説にやたらびやうしといふは非なり。神事に行縢のすそを切る事を。やたら拍子と云ふといへり。神事に。やぶさめ笠懸などには。行縢の蹴かへしのかどを切る事は。高忠聞書。其外古傳書ともに見えたれども。其をやたら拍子といふ事は。何れの書にも見えず。出所もなき事なり。是又用ふるをなかれ」とあり。委しくは圖を見て知るへし。

ムギ 麥 は。米に次くへき良穀にして。其種類も亦少しとせず。大麥はえまし麥又は挽割となして食ひ。又は麥粉菓子となす。小麥は饂飩粉となし。又麩となす。和訓栞云。むぎ。麥を訓せり。聚芒の義也。琉球には祭二麥神一と見えたり。土佐にてもぎといふ。和名抄に。大麥をふとむぎ。小麥をこむぎ。穬麥をからすむぎ。蕎麥をくろむぎとよめり。今穬麥をも。蔛草をも。弘法むぎといふ。かたつきむぎ。西行の歌に見ゆ。大麥に荒麥といふあり。裸麥といふあり。一種紫麥あり。紺屋麥ともいふ。一種れち麥あり。穗の形捻たり。一種つかず麥あり。皮殼脱し易し。一種紫麥あり。粘滑也。西國にて朝鮮むぎといふ。俗にあかはだかともいふ。小麥は白粉とするを佳とす。」はまむぎは長壽麥也。住吉の濱に多し。今のからすむぎは燕麥也。」唐むぎは薏苡也。」富士山の近邊に。麥を作るに。畝毎に水を湛へたり。」東鑑。建長二年正月。下野國結城郡。自レ天麥降如レ燒。と見えたり。」【耕作法】農業全書云。麥は秋うへて夏熟す。四時の氣をうく。舊穀のつくる時いできて。民の食をたすけつぎ。新穀の出來る時に至る。されば稻に次で五穀の中にて貴き物なり。此ゆゑに聖人是を重んじ。春秋にも稻と麥との損毛をば書させ給へり。實に近世靜謐にて。人民多くなりぬ。麥作のつとめ疎かならば。食物乏しかるべきに。都鄙是を作る事專なるゆゑ。麥の多きこと甚いにしへに勝れり。されば今民のやしなひの助となる事。是に續く物なし。實にめでたき穀物なり。麥は黑墳に宜しとて。黑土の性の强きを好みて。弱く薄き地は大麥によからず。其種子色々かず多き物なり。はだか麥の内には。米むぎやす。京むぎやす。赤むぎやす（此むぎやすと云は。ゐなかのはだか麥の事をいふ）。又は廣崎はだかなど云あり。稻麥も色々おほし。所の相應を考へ撰びて作るべし。尤霧雨しげき所にては。毛の短くたはますして。雨霧を含みて。穗の痛む類をば作るべからず。されども六角にして。毛のなき稻麥を。糞培をよくして。よき地に作れば。過分に實り多きものなれば。下人牛馬を養ふに。ならびなき物なり。彼是色々作るべし。麥地こしらへの事。畠ならば夏ごしらへを深く。四五遍も耕し。細かにかきこなし。やすめをきて時分を待べし。田ならば早稻の跡を。うるほひよき内に犂返し。少しかはきたる時。耙にてかきくだき。若塊かたく。くだけかぬるをば。土わりにて細かにうちくだき。畦作りし。後の作り物の勝手にまかせて。たてよこの筋を切へし。來年木綿。其外夏物を作る地ならば。間を廣く。又麥を作らば少しせばく。尤も土地の肥瘠により。肥地はひろく。磽地は麥のかぶしげらぬものなれば。そのこゝろえして筋をきるべし。但筋の底。藥研のそこのごとくにならぬ樣に。底廣にきる事肝要なり。底せばければ。たれもこやしも小筋になりて。麥の根一所に生じ。せりあひて。から細く弱く。風雨にたふれやすく。實りよからず。又がんぎ淺ければ。第一は風寒雪霜に痛みやすく。其上冬は陽氣土中にあるゆゑ。麥の根少しにても底に深く入て。暖かなる氣に合て。おのづからはびこる事なれば。夏よりこなして。日によく當りたる細土そこに入て。蒔ときの肌糞とよく和合し。麥の立根是とつれて。底に深くいれば。冬中は上は寒氣にせめられ。葉あかくなりて痛む樣なれども。立根は却て底の陽氣にあひ。はびこつて。春に至りて陽氣地上に滿る時。其溫氣を得て。思ひのまゝに盛長し。稈すくやかに强し。又根の土かひ厚ければ。少々の風雨にもたふれず。實りよき事疑ひなし。然るゆゑに麥畦を作り。筋をきる事。深さ三四寸程に。底廣にきるをよしとす。若がんぎのきりやうあしく。麥だれ一所にかたまり生じ。一つ穴より多く生出たるは。後の手入なり難し。農人此所に懇に心を用ふべし。非農人のならひにて。厚くしげきを貪り。間をせばく蒔きたつは。中うち培ふ事もなりがたく。うへ物の足もとに日風のとほる事なきゆゑ。日かげ草のごとくにて。實り必うすき物なり。種子を下す時分の事。秋の土用に入てまくを上時とし。土用の終り。十月上旬を中時とし。十月半二十日頃までを下時とす。又八月上の戊の日より小麥を蒔はじめ。それより段々に大麥をまき。九月下旬。十月初めに蒔終るをよしとするなり。何れも所の風氣によるべし。木綿跡。大根跡などは。此限りにはあらず。やむ事を得ざれは。小麥は冬を過さず大麥は歲を不レ越と云て。暇なければ小麥も冬にもかゝり。大麥は歲の内はまきてもくるしからずと云ことなり。

さはり有て。九。十月の後。うゆるならは必ず灰ごゑ。馬糞などのよきごゑを多く蓄へおき。肌糞をよく用ひ。種子おほひを厚くしおけば。雪霜に痛まずして。春になりてさかゆる物なり。されども實りは少し。又麥のこやしの事。先蒔ときの肌糞には。鰯のくさらかしよし。同しく粉にして灰に合せたるよし。油糟。人糞何れも灰に合せたるよし。麥に灰なくは蒔ことなかれともしるしをけり。取分小麥に灰を以ておほはざれば。寒氣に痛む物也。又云。鰯は沙地に用ひてしるしつよし。眞土には油糟よし。濕氣地は木綿されのあぶらかすよし。土地により糞のしかけ。委しくは總論にしるしをけり。同種子の分量の事。凡一段の畠。むきやすは四五升。稻麥は八九升。是先中分なり。田の溝のひろせばと。秋冬と地の肥瘠と。かれこれ指引して。思はゝ少薄く蒔て。こやしを多く用ひたるに。實り多しとしるべし。又冬ぶかになるなど少宛厚く蒔へし。種子おほひも早きは薄く。晩き程あつくおほふべし。尤も種子おほひむらなく塊をよくゝだきて。細土ばかりにて。たれのよくかくるゝ樣にすべし。蒔にも種子おほひするにも。跡に心を留めて。だめをさゝざれば。必多少むら有ものなり。少の手間にて。蒔むらあれば積りては過分の損あり。よく心を用ふべし。惣じて蒔物は。土神に渡す心なれば。機嫌を能し。つゝしみてかりそめにも疎略にすべからず。則ち此方の精神を。うへ物が受取道理明らかなる事なれば。心に他念なく。精淨にして。直に土神に對すると思ふべし。耕作の業においては。何事によらず。かくのごとしとはいへども。取分種子を下す事は。大切なるつとめなれば。いたらぬ下人などに打まかせ置事は。忽ち損を見るのみならず。土地の神のせめをうくる道理あれば。尤も恐れ愼むべき事なり。同く中うちの事。一二寸針生の時。早かろき鍬にて淺く一遍うつべし。是を馬耳鏃と云。苗のわづかに生出る時。ちいさき矢の根のごとくなる鍬。又は熊手の類にてうつによりて。かくは云なり。鏃の字は矢じりとよむ。細き鍬の類と見えたり。いか樣おもき鍬にて苗のいまだちいさき時。あらくはうつべからず。然るゆゑに中うちに。段々の次第あり。先初一番はかるくさらくとうちて。草の已にめ立むとする時。削り殺しをき。二番をばいかにも深く。三番よりは。又少つゝ淺く。春になりてはなをかるくうつべし。二番めふかくうつ事は。麥の根いまだわきにさかへずして。立根ばかりの時なれば。ふかくしても麥痛まず。其上底の塊もくだけ。上のかはきたる細土は底に入て。陽氣内にこもれば。麥の根是におひて。其氣さかんになり。よくさかへはびこるべし。ましてうへ物の根の下。やはらぎくつろぎあれば。土中の氣もよくめぐるゆゑ。盛長する事うたがひなし。又三番めより淺くうつ事は。麥ふとりさかゆるに隨ひて。根はびこり。うき上るゆゑ。深くあらくうてばかならず痛むものなり。春になりては猶かろくうつべし。秋冬より度々中うちし。芸り。培ふ事。凡三度するは大抵なり。大溝のかはきたる土をさらへかくるまでは。先四度と心得べし。人手間あらば幾度にはかぎるべからず。中うちを十遍すれば。八米を得るといへり。古昔ある福農人のいへるは。黄金が多く望みならば。秋より麥の中うちを。細々せよとをしへたりとなり。さもあるべき事なり。麥と云物は手入糞養によつて。一段半段の内にても。過分の取實かはる物なり。畿内の老農のいへるは。大形の土地にても。糞し手入を思ひのまゝにして。年なみも大かたなれば。畿内はいふに及はず。近方の國々も。凡一段にむきやす四五石はある物なり。其次といへども三石なきは稀なり。然れども大麥は取分やしなひ手入にあらざれば。思ひの外に實りなし。秋蒔て冬の雪霜をへて生長するゆゑ。やしなひ疎畧なれば。手を空しくする物なり。極めて作り立がたき物なるゆゑ。手入糞し等のいとなみ。其身にあてゝ。たしかになるべき程を能はかりて。分際に過ては必多く作るべからずとなり。又麥をうゆる法。夏至の後。七十日麥を蒔べしとあり。凡八月初めに當るへし。所の風氣により。五日。十日の違ひはあるべし。但早過れば節虫あり。遲ければ穗少さく實薄し。やせ地に小麥を蒔事は。此時節よし。秋の氣のいまだ暖かなる中にまきて。春の陽氣の上る時を得て。盛長せざれば。薄く瘠たる地はさかえかぬる物なり。やせ地は一日も秋早く蒔べし。又麥をまく時分。雨うるほひなく。かはきたる土に。たれを入れば生じかぬる事あり。何にてもしほけの物を貯はへをきて。たれにかきまぜうゆべし。又は鹽氣ある物を水ごゑにして。蒔たる上よりそゝぎたるもよし。又麥種子を鹽氣の汁に。夜半より浸して。朝取あげ。朝露と共に蒔て土をおほひをけば。生て後旱にも痛ず。若麥の蒔しほに成てうるほひなき時は。此手立を以て時分を取失ふべからず。又麥をうゆるに。蠶の糞を用ひて。肌糞とすれば。寒氣をふせぐものなり。又云。麥もしあつく。しげり過て。黄色になりたる時は。熊手にて中をかき。厚き所を間引て薄くなすべし。其まゝをけば實少し。麥にほどろ。あくた糞。或牛馬糞などを多くおほひ培へば。跡の田よく肥る物也。中うちする事は。風日の清き日。土の白く干たるを見て。油斷なくうちこなし。其かはきたる土を根におほひ泥たるは。しめりたる時。三五度もうちたるにまさるものなり。又草を怨に芸りて。其草をからしをき。重て中うちける時。麥根におほひ。其上に細土を以て培へば。取分よく肥るものなり。是を農書にては芸り耔

ふと云て。取分大切にする事也としるせり。其内へはうゑ物の根にかはきたる細土をかきよせ。糞をかけて。惣に中うちし。雨を得れば。內は陽にして。外陰を得て。陰陽がよく和合し調ふゆゑ。生物の盛長甚しき道理なり。此理りは作り物において。物ごとの上に工夫なくてはかなはざる事なり。されば農書にも。是を耕し植るわざの上にて。取分秘藏の事なりと記せり。此說總論にも書載。又此所に書しるす事。農圃をつとむる人。此心得なくしては。みだりに力をば勞すといふとも。莫大の功をばなしがたき故なり。內は陽にして。外陰を得ると云事。大切至極の說なり。よくよく心得すべし。又寒中に雪を覆ふと云事あり。雪のふりつみたる時。箒にて麥根に雪をはきよせおほひをけば。陽氣とぢこめ。土中に包みをく心にて。春になりて。發生の氣さかんにして。よくさかゆる物なり。されども雪多くふらぬ年もあれば。さやうの年は水をそゝきて。うるほひをたもたするも。一つの手立なり。麥を漫撒にする事。是は極めて肥たる地ならでは惡し。蒔て後中うち芸り培ふ事もならず。されども肥良の深く和らかなる地を能こなして。畦作り龜の甲のごとく。丸く高くして。小麥を蒔て。灰を多く用ひ。牛馬糞にておほひ。土をかけをけば。過分に實りある物なり。此時はたれを筋うへよりは。五わりほども多く蒔へし。但大かたの地ならば。田に小麥をば蒔べからず。其跡の稻の出來必ずよからぬ物なり。又云。麥をうゆる事。時におくるべからず。右に云ごとく。時におくるれば。かならずみのりよからず。其上田に遲く蒔ば來年の稻までおくれて。色々損多し。殊におそき麥は。刈しほ梅雨にあひて。穗腐りいたみ。粒落ちるもあり。麥跡の耕し遲ければ。苗をさすの間。日數なきゆゑ。土くさりつぶれずして。苗盛長しがたく。就中苗のさかり極熱の時分にあはざれは。稻かぶ少さく。しげりさかへず。又は大風の難もおそろし。彼是遲き麥には跡までも災難多し。然ればまき付るにも。刈取にも。水火の來るをふせぐが如く。晝夜となく油斷すべからず。又麥は陽に屬すとて。大麥は高き田の濕氣少き所に宜しき物なり。前に記すごとく。麥は秋蒔て。冬長じ。春秀て夏熟し。全く四季の氣を得て穀と成物ゆゑ。よく人をやしなふ性ありと。本草にもほめて記せり。殊に秋の大風の難にあふことなければ。人力さへ調へば。大かたは損毛もせず。人民を助る上穀なりと。古人もいひおけり。農人たるもの。土地の力を盡して。是を作る事十分の功を用ひて。必ずゆるかせにすべからず。又麥のでき過て。穗に出て後たふれんと思ふには。山近き村は木の枝を多く筋の間に指て助とするあり。又力ある作人は。くひを打小繩を張もあり。其繩を納め置き。年〳〵用ゆるとかや。

但上方其外上手の作人は。皆な麥を長すぢに作り。其のすぢをひろくまき。筋の間を廣くして。春の半ばにかゝり。兩方より高く土かひて。たふれぬやうにするなり。

【小麥】 小麥を種る事。地のこしらへ。其外大麥にかはることなし。大麥より十日二十日も早く蒔べし。さのみ肥たるを好まず。若すぐれて肥たる地に。肌糞を多く用ふれば根腐る事あり。專ら灰糞を以てうゆべし。少し濕氣を好み。又は底の土をあげて作る事を好みて。高くかはきて。かろき土に宜しからず。大麥よりも初め終り。仕舞を早くすることを專にすべし。春になりて。修理のおそきは實りよからず。其上春穗に出てみのゝ時分。地の堅く引しむる事を好みて。根の土かはきうつけたるを嫌ふものなり。小麥は取わけ。念を入種子をゑらぶべし。種子あしければ生かぬる物なり。まじりなくみのりよきを。夏の土用によく干し。粃雀麥を簸さりて。濕氣のなき所に收めをき。蒔時も虫喰をよくさるべし。是又種子色々ある物なり。能々土地の相應をゑらびて作るべし。山畠など。猪。鹿。鳥の當る所には。毛のあるを作るべし。又風はげしき所には。穗もからもつよく。みの落ざるをゑらびて作るべし。又云。むぎをまく地は。かりそめにも。しめり氣のつよき時は。耕し蒔べからず。當年地かたまりて。麥の成長あしきのみならず。來年の稻まで出來よからず。但小麥は少ししめり氣のとき蒔たるがみのりよし。又た小麥跡は田瘠るものなり。田に小麥を作る事は。所によりて遠慮すべし。小麥のから田に入れば。毒なるゆゑなり。かりかぶをも土ぎはよりつめて刈り。耙にてかく時。田にある麥かぶをかきさるべし

【麥を作る心得】 農家必讀云。麥を作ること。上の地に功者なる農人。鬼ありなどいへる麥を地ごしらへ糞し。手を盡し時分よく蒔て。折々の糞養したてよく調ひたらば。一段の圃に。その實のり六石五斗七石はあるべし。その次は五石七八斗より六石五斗。その次は四石七八斗より五石五斗。中の下の農人は四石五石の間なるべし。その下は二石七八斗より三石四五斗なるべし。下の農人は一石五六斗より二石三四斗。その下は一石より二石の間。なほその下は七八斗より一石一二斗。右はみな同じく上々地なり。おの〳〵作人の上中下により。かくのごとくかはりあるとを云なり。右の內一石五斗より以下は。うゆる時分おそく。地ごしらへもたらず。糞しもなく。後の手入れもしか〳〵せざるゆゑ。かくの如し。但前にしるす六石七石といふをは。遠國にてあるひは土地のあしき村里に住み。他所をしらぬ農人は疑ひあるべし。都の邊にてさへ。麥のできに多くかはれるもみゆれば。遠方田舍にては作人により。甚だ善惡あらんか。村により同所に畔をならべ。又は同じ地を分て作れ

ども。一倍も三ぞう倍も替りて見ゆる麥あり。みなその作人によるものなり。これは村により所により。いかほども多きことなれば。農人こゝにうたがひなかるべし。稻その餘の五穀の類をば。我委しく試み知られば。それ〳〵につきてまさしき替りあることをいひがたし。然れども麥ばかりは作人により。はるかに善惡のかはりありて。その餘はみな手入よくても。できはかはらずと云理あらんや。我麥のものみはかれてよく聞覺え。見覺えたれば。記すことかくのごとし。これをもて考へ見れば。その餘の五穀もこの類ひなるべし。その上前に記す園菜の多少。花の出來のよしあしを以ても。かの老人か物語一つも僞りならぬことをしりぬ（農業全書附錄）。麥を作るすぢの事。春になりてすぢの間に。木わた瓜。夏大豆。さゝげ。又芋。茄などをも作る。そのうゑ物により。それ〳〵の定まれるほどあり。又麥を刈て後。そのあとに物を作る地あり。これにも又すぢの切やう。しな〳〵ありと見えたり。麥をまくすぢを少しひろくして。すぢと〳〵の間を一尺四五寸にするあり。すぢのはゞをよき頃にして。間を一尺一二寸おくもあり。又少し小筋にて。間八九寸一尺ばかりなるあり。猶七八寸にうゑるもあり。これ段々地により農人の才覺により。そのかはりあり。これもよく試みて考へ見たらば。その所の相應やす〳〵としるべし。その村の庄屋頭分の器才あるものよく試みて。その至にかなひたる定法をきはめ。すゑ〴〵の不才なる農人に委しく教ふべし。ある上手の農人のいひけるは。すぢの間二尺四五寸にして。筋のひろさを八九寸一尺にも作り。濕氣なきところならば。すぢの深さを三寸餘にこしらゑ。糞をおきても。なほ二寸餘もすぢふかく作り。麥を薄くうゆべし。これはうゑ時も九月はじめにうゑ。尤も地ごしらへ糞をもよくして。鬼あかと六角麥。米むぎやすとを蒔くべし。糞四たびはかり。小便一二度もかけ。よく〳〵中うちし草とり。春になり。土をくだき。兩方よりたび〳〵にかけ。莖のび出るにしたがひ。次第に多く土をかけ。後には中を掘り。その土をくだき。ぜん〴〵に根によせ。終りには根の土八九寸も高くなるやうにかくべし（これはすぢひろきゆゑ。鍬にてくだりに土をかくれば。麥折れいたむものなり。念を入れ手にてかくべし）。しかれば麥大てきして。雨風にあふといへとも。傾き倒るゝとなく。過分に實のり多し。但しこれは下農人は成りがたきことゝかや。麥蒔きやうのあつさ薄さは。土地と蒔時によることなり。了簡すべし。すべて薄きかたに利あり（同上）。【麥の苗を見てあたりはづれを知る】麥いまだ實らざる先に。その年の豐凶よく知らるゝ術あり。それは麥は苗一本より生ひ立に從ひて。幾本にも滋生て實るものなり。依ていまだ一本たちの時分に。その苗を拔て見るに。その根七本以上あらば。麥はあたりと知るべし。根はいかほとにても。數の多きに從ひて莖も多く滋生れはなり。又根五本以下ならば。その年ははづれとしるべし。根少ければ莖のあまた滋生へきやうなければなり。これみな數年ためし見たることにて。更に僞りにあらず。然れどもこれはその年の氣候。その土地の厚薄によりて然あることなれば。前かたより預めこれを知りたりとて。麥苗の根を多くふやすべきことも致がたきものなれば。これを知りたりとて無益なるに似たれども。早くこれを覺り知るときは。その心得にて。他の種物を植つくるの仕方もあるへく。またはその年の麥の相場をもはかりて。かれこれにつきて利潤を得るのわざもあるべきなり（穗立手引草）。【深田に小麥を蒔く仕法】ある人播州西の宮のほとりを往きしに。播磨の龍野なる農人と道づれになりて。道のほど何くれと物談りの次に。深田に麥を蒔く仕やうやあるといひしに。彼人のいへるには。播州にては深田を乾かし。麥を作る手段あり。その仕やうは先深田の水上と水下を見定め。深さ二尺五六寸ばかり。廣さ三尺ほどの溝を。水上の方より水下へ向。三間ばかりつゝ間をひらきて。扇の骨の如くに。幾筋も掘り。その要のところを水の落口とし。扨一抱ばかりの石をその溝の中へひしとならへ。その透間〳〵へ手ごろの小石をつめ込み。元のごとくに地をならして。田を植るときは。その水下要のところに。松の木の角ものを横に入れて。水の流るゝを防ぎ止め。水をたゝえて田をうゆへし。九月の頃に至らば。はしめ塞たる水。下の材木を取り除けるに。兼てふせおきたる地中の石の間より。水くゞり流れて。田面の乾く時。刈田して日和を見合せ。常の田とおなじく乾きりたる時分に。地拵して麥を蒔ことなりとかたられき。ことの外におもしろき利方とおもへは。その話しをしるせり。農事に心を用ふる人は。この理を考へ。これによりなほも工夫發明あれかしと。聞たるまゝをしるす（老農茶話）。【鳩麥】蓋し薏苡なるべし。本邦にてはもと多くは野生のものにして。稀に之を作りたりしに。近來此穀實を以て肺病に効あることを唱ふるより。往々之を作るものあり。以上擧くる所は。從來の麥作法なり。近來歐米の種及び耕作法本邦に漸入し。專門の學者も多く出てたれは。其改良を見ること。遠きにあらさるへし。

ムギユ　麥湯は。夏季茶の代りに用ふるものなり。二種あり。一は大麥を丸の儘炒りて。之を湯の中に入れて煎じたるもの。一は香煎と唱へ。麥を細かく挽割りて炒り。湯を茶碗に注ぎて。其の上に香煎をふり撒きたるものなり。婚儀の媒人

など緣談に來れる時。相談の纒まらざるを茶々になると云ふて之を忌み。香煎を饗することあり。夏季麥湯とて若き女の露店に之を賣ることは文化の頃より始るとぞ。嘉永五年の達に。町中往還に麥湯見世を出すは。火之元及び風俗にも拘るを以て。在來の分の外増すことを禁じ。玉子湯。醴見世等の名義を用ふる者も之に準ずとあり。明治になりてもあれど。客に侑むる品は主に櫻湯なり。而も舊き名を追ふて麥湯見世と唱へたり。

ムギワラサナダ　麥稈眞田。横井時冬の工業史に云く。麥稈眞田は東京府荏原郡大森村より發生したる工業品にして。今より凡そ二百年前。但馬國の人流浪して大森村に來り。はじめて麥稈を以て箱細工に貼付したるものをつくりいだしゝが。其後麥稈をもて。種々の翫弄品を造りいだすもの年々増加し。德川將軍家をはじめ。江戸に參覲する諸大名の展覽に供したることありきとぞ。ことに將軍家に對しては年々麥稈にて鞘をはりたる刀を作りて。將軍家の翫弄品として進獻せしといふ。されども其製品は重に江戸より川崎大師に參詣するもの﨟土産品として賣捌きたることゆゑ。染色法の如きも甚不完全にて。麥稈を蘇芳の煮汁にて赤染にしたるものゝみなりき。明治三年のころ。一外國人大森にて古來より麥稈細工のある。とをきゝ。龍の鬚(草名)にてつくりたる帽子を持來りて。試に製造すべきことをすゝめたり。當時大森の住人石川忠左衞門大森近傍に生ずる所の繭艸をとり。乾燥して製造せしかど。好結果を得ざりき。其後同じき七年にいたり。横濱居留八十九番館米國人モリス大森の麥稈業者にすゝめ。麥稈を以て眞田の如きものをつくらしめ。其見本を米國へ送りしが。幸に五千本の注文を受けたり。同じき十二年にいたり。麥稈の漂白法不完全なるより。外國人の評判よろしからず。蓋し從來は米の磨汁を以て晒したるが。この時よりはじめて亞硫酸を以て晒すことを米國人よりきゝ。この法を用ゐることゝなり忽ち好評を得しとぞ。當時は只六本平打のみをつくりしが。同じき十六年ごろより五本菱打。片菱打。五本角立。長角立。十一本打等をつくりいだせり。同じき十七年より同じき十八年の初にかけて。米國商人中。我麥稈眞田紐の有望なるを認め。買しめを企てたるものありて。價格に變動ありしが。同じき二十一年にいたり。問屋仲買製造人にて麥稈業の組合を組織し。好結果を得たり。同じき二十七年に至り著く進歩し。其產額も亦増加せしが。今は其產地大森の近傍蒲田六郷兩村より。神奈川縣橘樹郡川崎村に渡れり。されども大抵農家の餘業にして。職工を使役する者は。僅に東京府に屬する大森。六郷にて三戸あるのみ。大森に次ては。岡山縣備中國上房郡高梁に於て製造せしが。そは明治十七年の頃大阪の人原田伊之助高梁に來り。始て麥稈眞田の法を傳へたりきとぞ。又同人明くる十八年。淺口郡寄島村に傳へぬ。始は原料に大麥稈を用ゐ。且其製品は五本打のみなりしが。近來は種々の組合を考へ出せりとぞ。染色法も始の程は米の磨汁の中へ麥稈を漬し。これを引き上たる後。亞硫酸を以て晒したるに。同じき二十四五年ごろより。曹達をもて米の磨汁に代用することを工夫し。このころより著色をもはじめしが。當時は只青色のみなりき。然るに近年にいたり。赤。紫。茶。黑等の各色をいだせり。高梁地方の麥稈眞田の發達せしは。明治二十一二年のころにて。同じき二十三年には。既に麁製濫造の傾きあり。忽販路を縮少せしが。同二十四年以來。再び回復して。年一年に増加し來れり。されば產地も今は高梁近傍より淺口。小田の兩郡にわたり。笠岡町は其主なる集散地となれり。愛知縣の熱田近傍は古へより新麥稈にて馬形をつくり。翫弄物に賣鬻ぎし所にて。麥稈眞田をはじめしは。明治十六年の頃。愛知郡山崎村の人。大森より傳習をうけて。千竈共同組合を設立したるをはじめとす。是より熱田町近傍へ傳はり。長足の進歩をなしゝが。同じき二十五年にいたり。一時衰頽せしかば。愛知郡役所へ製造者を集めて注意を促し。且その年米麥共進會を開き。更に麥稈製品を陳列して當業者の參考に供せしが。これより著く面目を改め。つひに同じき二十八年には當業者協議して組合を組織し。一定の商標を貼付して出荷することを規定するにいたれりとぞ。今は東京。岡山。愛知の外廣島。香川。兵庫等よりも多少の產出ありといふ。東京の大森の如き。歷史上創業の地なれども其產額よりいふときは第三に位し。岡山(六拾萬八千餘圓)を第一とし。愛知(三拾三萬貳千圓餘)これにつげり。神戸。横濱より輸出せし最近の價格貳百貳拾參萬圓餘に達せり」とあり。

ムク　無垢は。織紋なき羽二重の綿入にして。白。淺黃。黃。樺など名稱種々あり。禮服の熨斗目の下に衣るには白。淺黃を用ふ。天和三年の達には。諸家の家來淺黃むく。黃むく遠慮すへき旨あれば。其頃は之も身柄ある者のみ用ひし者なるべし。「【白むく】は後年までも諸大夫以上に任官せされば着ること能はず。袖口襟等にも白を用ふること能はず。之に代ふる白無垢を着るべき身柄に非れば。布衣の者は極薄き青色即ち瓶覗きの淺黃を用ふ。但高家。交代寄合等は任官の有無に拘らす白無垢を着す。是特例なり。又女子と僧侶は例外とし。佛事及び婚禮の禮服には白無垢を用ふ。蓋し婚禮の節は其の夫婦は凶禮同樣の服裝をなす例なればなり。

又女子が裲襠の下に衣るは白綸子にして。其外には白無垢を用ふ。是は吉禮の節も同じ事にて。女子は之を用ひて差支なき慣習なり。

ムクワムノ　タイフ　無官大夫。（タイフを見よ）

ムサシ　八道行成は。一種の奕戯なり。親子互に逐ひ合ひて。子は親を圍みて動く能はざらしめんとし。親は子を食ひ盡して其數を減せしめ。親を圍むの力を殺き去らんとするなり。先づ親は中央に居り。子は盤の圍邊に居り。筋の通ずる通りに運動し。親先づ動きて子と子の間に飛入り。兩端の子を食ひ取り。子は食はれざるやうに運動しつゝ親を圍まんとし。漸次之を攻め。以て勝負するなり。和漢三才圖會に曰く。八道行成。和名。夜佐須加利。今云。無佐之。按。八道行成。不レ知二其始一。十六士卒圍二一力士於中一攻レ之。力士行二八道一。覘下二子有レ間者上。直行拔二左右一屠レ之。故要二相聯一。不レ能二坐喰一。故頻逐レ之。被レ逐失二行道一。則力士斃。【六行成ムサシ】一種有二六行成一。碁子白黑各三。走二九舍一。同士三以二相連一爲レ勝。皆兒童之戲也」とあり。今の八道行成の盤は。三才圖會に載する所より。少し廣く。別に所謂雪隱なるものを附加へたり。或ひは云く。ムサシとは雪隱の事を云ふなりと。然れども。和漢三才圖會の圖する所には。雪隱なくして。而も今云無佐之とあり。下學集に。八道。或云。韓語に城をサシと云ふ。馬城の約轉なりと。いかゞと言海に見えたり。地方により。十六さすがり。六道。六など唱ふる處あり。

和漢三才圖會載る處

ムサシ　武藏國は。東海道に屬し。東南は下總。相摸及ひ内海に接し。西北は甲斐。信濃。上野に界す。秩父。多摩。高麗。兒玉。加美。那賀。榛澤。幡羅。男衾。比企。大里。横見。入間。新座。埼玉。足立。葛飾。豐島。荏原。都筑。橘樹。久良岐の二十二郡あり。往古は葛飾郡は下總に屬し。本所。深川の地は下總なりしが。天正十八年。之を武藏に加へられたり。古き文書に。本所。深川を豐島郡と記したるものも見ゆ。貞享十三年閏二月。葛飾郡と改まる。明治二十六年三月。法律第十二號を以て。神奈川縣下西北南多摩郡を東京府に屬す。二十九年三月。法律第三十七號を以て。東京府下南豐島東多摩郡を合せ。豐多摩郡を置き。同四十號を以て埼玉縣下入間高麗郡を廢し。比企郡の一部を合せて入間郡を置き。横見郡と比企郡を廢して比企郡を置き。兒玉。賀美那珂郡を廢して兒玉郡を置き。大里。幡羅。榛澤。男衾郡を廢して。大里郡を置き。北葛飾郡及同縣下總國中葛飾郡を廢し。北葛飾郡を置き。武藏國に屬す。武甲。三峯の諸山は西方に峙ち。峯嶺相重りて。國境を擁す。總てこれを秩父山と云ふ。多摩川（或は玉川に作る）は甲斐より來り。秩父山の南を過ぎ。東流して。羽田に至り。内海に入る。多摩川以南の地は。岡陵起伏し。山勢相重りて。甲斐。相摸に連る。相摸の境に小佛峠の坂路あり。荒川は信濃の境より發し。秩父山の北を過ぎ。屈曲して東に赴く。其下流を隅田川と云ふ。武藏野は多摩川。荒川の間に在りて。西は秩父山を限り。東は内海に至る。昔時は廣漠の荒原なりしが。今は田畝闢け。村市相連れり。入間川。高麗川は廣野の間を環流して。共に荒川に入る。荒川より東北の地も。亦た平坦にして窪下の地。往々藪澤をなし。川道縱横にして。皆舟を通ずべし。其中中川。綾瀬の二川。最運漕に便なり。甘樂川は信濃の境より發し。上野の國境を東流して。利根川に入る。利根川は別れて兩派となり。支流は南に赴き。内海に入る。此水を以て下總の境とせり。往古武藏。相摸は一國なり。武藏志料に云く。武藏は關東八州中の身に當り。相摸は小首サガミの意にして。武は身「サシ」は韓語の城なりと云ふ。加茂眞淵の說に云く。武藏は武佐下の略訓にして。「ムサ」は人の集る所をいひ。「ムサカミ」「ムサシモ」の二に分ちしなり」と。【東京】は三府の一にして。内海に臨み。隅田川に跨れる大都なり。天正十八年。德川氏府を此の地に開きしより以來。三百餘年。稱して江戸城と云ふ。明治元年に至りて皇居を定め。東京と稱す。都の中央を日本橋となす。街市の間に溝渠を疏して。海水を導き。運漕に便にし。橋を架し。路を造り。車馬の往來を通す。日本橋の南を京橋とす。其東南に互市場ありて。外國と貿易す。これを築地と云ふ。其東北を隅田川の海口とす。俗に此川を呼びて大川と云ふ。架するに六大橋（永代橋。新大橋。兩國橋。厩橋。大川橋。千住大橋）を以てす。淺草。上野等を公園とし。四民群遊の處と定め。多摩川及井頭の水を引きて。地底に水道を通し。街衢の間に井を設け。之を汲みて飲料とす。横濱は五港の一にして。羽田の南に在り。海水灣入して。本牧岬其東に突出す。港内水深くして。大艦巨舶常に輻湊す。街衢壯麗。外國互市場中。此地を最盛なりとす。因に云ふ。【武藏野】は。現今其跡をたも見る能はさるに至れりと雖も。往昔は有名なる原野なりしなり。故に爰に江戸名所圖會武藏野の條を擧け。以て考古の一證に供す。云く。武藏野。南は多摩川。北は荒川。東は隅田川。西は大嶽秩父根を限とし

て。多摩。橘樹。都筑。荏原。豐島。足立。新座。高麗。比企。入間等すへて十郡に跨る。草より出て草に入。又草の枕に旅寢の日數を忘れ。問へき里の遙なり抔。代々の歌人袂をしほりしか。御入國の頃より昔に引かへ。十萬戸の炊煙。紫霞と共に棚引。僅に其の舊跡の殘りたりしも。承應より享保に至り。四度迄新田開發ありて。耕田林園となり。往古の風光これなし。されと月夜狹山に登りて。四隣を顧望するときは。曠野蒼茫千里。無限往古の狀を想像するにたれり。萬葉十四東歌。武藏野爾宇亙敝可多也伎麻左氐爾毛乃亙奴伎美我名宇亙爾低爾家里(ムサシノニウラヘカタヤキマサテニモノラヌキミカナウラニテニケリ)。武藏野乃乎具奇我吉藝志多知和可禮伊爾之與比欲利世呂爾安波奈布與(ムサシノノヲクキカキキシタチワカレイニシヨヒヨリセロニアハナフヨ)。古非思家波素氐毛布亙武乎牟射志野乃宇家亙我波奈乃伊呂爾豆奈由米(コヒシケハソテモフラムヲムサシノノウケラカハナノイロニツナユメ)。伊可爾思氐古非波可伊毛爾武藏野乃宇家亙我波奈乃伊呂爾低受安亙牟(イカニシテコヒハカイモニムサシノノウケラカハナノイロニテスアラム)。武藏野乃久佐波母呂武吉可毛可久母伎美我麻爾末爾吾者余利爾思乎(ムサシノノクサハモロムキカモカクモキミカマニマニワレハヨリニシヲ)。和我世故乎安杼可母伊波武牟射志野乃宇家亙我波奈乃登吉奈伎母能乎(ワカセコヲアトカモイハムムサシノノウケラカハナノトキナキモノヲ)。新古今「行末は空も一つの武藏野に。草の原より出る月かけ。攝政太政大臣。」續古今「むさし野は月の入へき山もなし。尾花か末にかゝる白雲。遁方」。玉葉「旅人の行かた〳〵にふみ分て。道あまたあるむさしのゝ原。右大臣」。續千載「むさし野は猶行末も秋萩の花摺衣かきりしられす。よみ人しらす」。續後拾遺「春もまた色には出す武藏のや。若紫の雪の下草。家隆」。新續古今「むらさきのゆかりの色も問わひぬ。みなから霞む武藏のゝ原。定家。」千五百番歌合。「若菜摘ゆかりにみれは武藏のゝ。原はみなから春雨そふる。雅經。」夫木。「花の色も籠りし妻やこれならん。一本菊のむさしのゝ原。爲實。」回國雜記。むさし野にて殘月をなかめて「山遠し有明のころひろ野かな。道興准后」。桂林集。むさし野に長陣せし時ほとゝきすを聞て「武藏のは木陰も見えす時鳥。幾日を草の原に鳴らん。直朝。」武藏野記行。天文十五年仲秋の頃。むさし野をみんと。此年月思ひ立ぬることなれは。人〳〵あまたうちつれて。小鷹かりして遊はんとて(中略)。むさし野をかり行に。まことにゆけともはてあらはこそ。萩薄女郎花の露にやとれる虫の聲〳〵。あはれをもよほすはかりなり「むさし野といつくをさして分入らん。行も歸るも果しなけれは。氏康」。いにしへの草のゆかりもなつかしけれはなり。是もむらさきのひともとゆゑなるへし。「隔つなよ我世の中の人なれは。しるもしらぬも草の一本。同」。武藏野の古歌は。萬葉集をはしめとし。代々の撰集。其餘歌合。および家々の集等にあまたあれとも。枚擧にいとまあらす。たゝ世に耳なれたるもの其百かひとつを記しはへるのみ。」武藏野翁。翁は其鄕姓詳ならす。唯郁芳門院の一臈士と云。院崩するの後。齡二十九にして世を避て。諸國を遊歷し。此に止まる。菴を結ひ。月に臥して。武藏野の塵を愛す。六十年を經て。西行法師に邂逅す。一宿を投して。通宵古を談し。淚を緇衲に濺き。曉に泣て別る(續扶桑隱逸傳の文意をとる)。西行物語に。老僧郁芳門院の侍の一臈にてはべりしが。女院かくれさせたまひてのち。出家して。國々修行せしか。此野べ佛道修行のかくれ家にたよりありとおもひて。二十九の年よりすてに六十餘年。此所にとゝまれり。されは讀誦の數。七百餘部なりとかたる。西行も郁芳門院の御事は。よそならぬ御事なれは。たがひにかたり。こけのたもとをしほり。名殘をしくおぼえけれども。あかつきがた立わかるゝとて。「いかで我きよくくもらぬ身となりて。心の月のかげをみがゝん」。「いかゞすべき世にあらばやは世を捨て。あなうの世やとさらに思はん」。「秋はたゝこよひはかりの名なりけり。同し雲井に月はすめとも」。【紫草】武藏野の景物とす。和名類聚抄。無良散岐と訓す。紫は最上の色にして。古歌にも免しの色。又位の色抔。詠あはせたり。根を碎て染る故に。紫の根染。又た紫の根摺ともいへり。女に比しては緣の色抔もいへり。江戸の紫染は最絕妙にして。他邦に比類なし。故に江戸むらさきの稱あり。延喜式内藏寮式曰。紫草二萬二百斤。武藏國。信濃國二千八百斤云々。同書曰。民部省式曰。紫草三千三百斤云々。古今「紫の一本故に武藏野の。草はみなからあはれとそみる。よみ人しらす」。後撰「むさし野は袖ひつはかりわけしかと。若紫は尋わひにき。同」。新勅撰「武藏野の野中を分て摘初し。若紫の色はかきりか。九條右大臣」。續古今「むさし野に生とし聞は紫の。其色ならぬ草も睦まし。小町」。【逃水】武藏野の景物なり。里老云く。仲秋の末。霖雨の頃。此野を行に。凹なる所に水湛へて通ひかたし。此所に除け。彼所にさけて行に。道も定ならす。草根沼の如し。故に往來の人。呻吟歩行を云ふ。此說信とするに足らさるへし。或云。天日快明の時。曠野陽焰の氣によりて遠く望めは。草の葉末の風に靡くか。水の流るゝ如く見ゆるをいふ。依て其所とおほしき邊へ至れとも。素水流あるにあらされは。終に其水の原に至る事を得す。故に此名ありといふそ。よろしかるへき。夫木「東路にありといふなる逃水の。にけかくれても世を過すかな。俊頼」。同「むさし野の草葉かくれに行水の。逃かくれてもありとこそきけ。よみ人しらす」。性靈集。詠二陽燄一喩。遲々春日風光動。陽燄紛々曠野飛。擧レ體空々無レ所レ有。狂兒迷渴遂忘レ歸。遠而似レ水近無レ物。走馬流川何處依(下略)。運敞註智論曰。飢渴悶極見二熱氣一。如二野馬一謂レ之爲レ水。疾走趣レ之。轉近轉滅。走馬流川。皆謂二陽炎狀貌一也。唐陸勳志怪錄曰。深州東鹿縣中。有二水影一長七八尺。

ムサシ

遙望見下人馬往來如レ在二水中一上。乃至レ前不レ見レ水。周處風土記曰。廣野中陽燄望レ之如二波濤奔馬一。謂二之水影一。此天地之氣。絪縕蕩瀁。回薄變幻。何往不レ有(按に。性靈集。其餘前に載る所の書。いつれも陽燄の氣のなす所なりとす。先の說思ひあはすへし。されと今は悉く民居。又は田園に沿革して。俤をさへ殘す事なし)。武藏野の勝槩たるや。名所多きか中にも。殊更に其聞え高く。凡東西十三里。南北十里あまりもあらん。舊記に。四方八百里に餘れりと書るは。筆のすさひと云へし。天正以來。江戸の地を以て。御城營に定させられしより。廣漠の原野も田に鋤畑を耕し。尾花か浪も民家林藪に沿革して。萬か一を殘せるのみ(元祿中。柳澤侯川越を領せられし頃。北武藏野新田開發により。下宿といふ地の傍に。原野の形勢を殘され。大野と號くる故に。月にうそふき。露をあはれみ。千種の花を愛し。虫の音を賞せんと。中秋の頃。幽情をしたふの輩。こゝに遊へり。其行程江戸よりは十里あまりあり)。」【川越城】は。入間郡に在りて。天正十八年。酒井重忠來て此に住し。其子忠利に及ほし。寬永四年。酒井忠勝。忠利に代りて住し。十二年。堀田正盛。酒井氏に代り。十六年。松平信綱來りて堀田氏に代り。其子輝綱。其孫信輝に傳ふ。元祿七年。柳澤吉保。松平氏に代り此城に居住す。寶永元年。秋元喬朝。柳澤氏に代り住し。以後四世相承け。明和四年。松平朝知。秋元氏に代り此に居住し。以て數世に及ぶ。元治。慶應の間。松井氏來り代り。此に居り。明治革新に至る。【忍城】は埼玉郡に在りて。もと成田氏の居りし所なり。天正十八年。德川家康。其子忠吉をして此に住せしむ。慶長五年。忠吉尾張に移封せらるゝを以て。戍兵を置く。寬永十年。松平信綱來て此に住す。十二年。阿部忠秋。松平氏に代りて此に住せしより。數世相傳へて。松平氏復た阿部氏に代りて此城に居る。又岩槻は大岡氏の居城たり。六浦(金澤)は。米倉氏の居城たり。以て明治革新に至る。元年閏四月二十一日。府藩縣を置き。五月十二日。江戸府を置く。尋で武藏縣知事を置く。六月十七日。神奈川裁判所を神奈川府と改め。七月十七日。江戸を東京となし。東京府を置き。九月二十一日。神奈川府を縣と改む。二年正月。小菅縣を置き。二月九日。大宮縣。品川縣を置き。九月二十九日。大宮縣を浦和縣と改む。四年七月十四日。諸藩を改めて縣とす。十一月十三日。神奈川六浦の二縣を廢して。神奈川縣を置き。小菅。品川兩縣を廢して。東京府に合す。浦和。忍。岩槻の三縣を合して。埼玉縣を置く。猶東京。横濱の條下を參看すへし。物產の重なる者は。秩父絹。八王子織物。玉川鮎。淺草海苔。苧。麻。木綿。銅。石材。紫草。漆器。陶器。鍋釜類。白魚。團扇。縞縮等なり。

ムサシ シチタウ 武藏七黨とは。和漢名數に。丹。兒玉。猪股。横山。私。平山。淸(此說恐有差謬)とあり。貞丈雜記に。武藏七黨と云ふは。丹治(メチミ)。私市(キサイチ)。兒玉。猪股。西野。横山。村山是也とあり。蓋し私は私市の畧なり。同書に。私の黨と云事。武藏田私市庄と云所あり。古き物にはキサイチと假名付あり。今は畧してキサイと云ひ(騎西の文字を充つ)。熊谷の庄の邊也。此の庄の邊の人黨を組みたるを私市黨(キサイチタウ)といふ。それを畧して私の黨と云也。武藏七黨の內也。私市。久下。川原是を私黨と云。又一說に。岡部。人見を加へて五流を私黨と云。久下と熊谷と所領訴論の事東鑑に見へたり。私黨の旗頭熊谷次郎直實と。平家物語。源平盛衰記等に見へたり」とあり。

ムシウリ 虫賣。夏期より出づる商賈の一なり。明治二十九年六月十四日の時事新報に曰く。江戸市中に初めて流行を來せしは。大凡今より百年以前。寬政年中のことなりとぞ。其頃神田に住へる越後生れの忠藏と云へるもの。俗に云ふおでん屋を商賣とし。日々些細なる荷を擔きて諸所を賣行きしに。或る日根岸の里にて最と麗はしき蟲の音を聞付け。夫れより日每に荷を擔きては彼の邊に彷徨ひ。獨り樂しみ居るうち。遂に其蟲二三疋を得しかば。喜び勇みて家に持ち歸り。夕涼のつれ〲には椽側杯に出して只管興がりしに。所望する者甚だ多く。可なりの直段に賣れ行くゆゑ。每夜の如くこれを捕へては好める家に持行きつ。尠なからざる利得を得たる折しも。或る日青山下野守の家來にて。青山邊に住む桐山某といふ人。この蟲を購ひ愛養し居りしに。一歲壺の中に入れたるまゝ仕舞忘れしことあり。翌年の七月頃。不圖件の壺を開きたるに。許多の小蟲[illegible]として繁殖し居りしかば。大に驚き。早速おでん屋忠藏を呼寄せ。右の次第を物語りたる上。其蟲の每年壺中にて人工生殖を爲し得るものなる事に心付き。桐山は忠藏に倚は珍しき蟲あらば捕へ來る可しと吩附け。己は專ら小蟲養育の工夫に心を凝したり。此蟲こそ鈴蟲と稱して今も昔も變らず。人の珍重する蟲なれ。之より忠藏は每年蟲の季節に向へば。頻に珍しき蟲を捕獲り歩き。追々松蟲。轡蟲。邯鄲杯の類を捕へて。桐山方に持行き。桐山は之を養ひて繁殖の方法を研究し。其後遂に忠藏は桐山方にて造りたる蟲類を一手に賣弘むることゝなり。玆に初めて一廉の商賣とは爲りたり。然るに。其頃神田豐島町に住する足袋屋安兵衞外一兩名も。蟲類の飼養に熱心して。其器物の造方に工夫を凝すうちにも。本所の大名龜井家の家來近藤某なるもの。鳥籠に形取りて小さき蟲籠を造りしに。至極蟲類に適して好評を博せしかは。續々注文す

ろもの出來り。【蟲籠の元祖】とは爲りたるよし。斯る有樣にて。忠藏の家は蟲商人の立場同樣になり。年々人工にて造り。又は天然に生せしものをは此家に持寄りて賣買し。前記の足袋屋安兵衞等世話人となりて。其場に立合ひて。忠藏方へは何程かの庭口錢を與ふることゝなし。其後は毎年蟲の季節に至れは。俗に高荷と稱へて數寄を凝したる蟲荷を造り。足袋屋安兵衞等先達にて江戸町々を賣歩くに至れり。是れ蟲賣のそもそもにて。當時は下男に荷を擔がせ。蟲賣の當人は數寄屋の雛子に獻上博多の帶を締め。飽くまで粹の扮裝にて市中を賣歩きたれは。大に人目を惹き。夫れより次第に繁昌するに至りたりとぞ。【蟲商仲間の事】其後文政の末に至り。當時下谷區徒町一丁目二番地に。通稱蟲屋事山崎淸次郎と云へるもの。手廣く玩具及び蟲類の問屋を爲し居りしが。此の淸次郎の先代長藏は越後生れの者にて。彼のおでん屋忠藏とは同國人の緣故もあり。忠藏は獨身にて相續すへき者もなけれは。其跡を引受けて初めて蟲商とは爲りたり。其頃は如何なる申合にや。江戸中に蟲賣の人數を三十六名と限り。大山講と云へる講社を結ひて。相州大山石尊を信仰し。其の講に附屬して。江戸蟲講なるものを組立て。件の三十六名は。堅く仲間內の規約を守りて。諸家旗本等に出入し。盛んに商賣を爲し居たり。然るに其後町奉行水野越前守の御改革の際。從來の慣例を一變し。蟲商の株も同時に廢する事となり。自然仲間三十六名の制限も解放の姿に爲りしは。蟲賣の扮裝餘り贅澤なりしが爲めなる可し。此際仲間の一人にて本所に住せし蟲屋孝次郎なるもの。鄕里上總地方より蟋蟀を取寄せ。市中を賣歩きしが。是ぞ【蟋蟀流し賣りの初め】なりと。【蟲類の季節】蟲の種類は。其數甚だ多けれとも。昔は螢。蟋蟀の外は。鈴蟲。松蟲。邯鄲等を重に愛で養ひたるものなり。其季節は螢が初めにして。毎年舊四月。即ち新五月二十日頃より一番。二番。三番と追々に出初め。夫れより入梅中に金雲雀等順次に出づ。桐山某が人工にて蟲を育つることを工夫せし以來は。毎年螢の季節に至れば。何種の蟲にても續々賣出すことを得るに至れり。斯く天然の季節に先ち出廻るときは。非常の高價に賣行くものにて。例へば半夏後一疋一錢の蟋蟀も。入梅前は一疋十四五錢の相場確かなりと云ふ。左れば今日にては種々樣々に工夫して。毎年五月下旬には何蟲にても蟲屋に無きものはなしと云ふ。【蟲造りの事】元祖桐山某の男に龜次郎と云へるもの。仔細ありて早稻田の湯本某の養子と爲り。實家の秘傳を受繼ぎしが。其家は今以て蟲を造り居る由。又十數年以來。四谷左門町の川住兼三郎と云へる人も亦蟲を造る術を工夫し。目下東京第一の稼となり。市中にて賣捌くものは大抵此の人の造る者なるよし。その外天然の季節にいたり田舍より出廻はる品は。下谷の蟲淸。淺草の蟲德等の問屋にて多くは買ひ入れ居れり。【蟲の種類及び產地】螢。蟋蟀。鈴蟲。松蟲。金雲雀。草雲雀(一名朝鈴)。邯　。閻魔蟀大和鈴(一名吉野鈴)。轡蟲。以上は需用の多き蟲にして。中にも最も賣先き善く。蟲商に取りて一番金高の上るものは鈴蟲なるよし。又右の中螢を除くの外。早出の分は皆蟲商にて造るものと知る可し。」馬追蟲。鉦叩。黑雲雀。日暮(一名夜切)。河鹿。以上は何れも天然生のものを捕へ賣出すもの故。季節に伸縮ある事なし。」又河鹿は一種別物にして。年數を經るに從ひ高價と爲るよし。」次に產地の一斑を記せば。螢。東京に出廻る品の早きは。埼玉縣見沼。大宮公園近傍。鳩ヶ谷。王子手前等にして。其外甲州地方。小田原近傍等より出廻るものも尠なからず。」蟋蟀。板橋近傍より戶田川。仁井曾邊に生ずるものを本場と稱へて其の價貴く。上總九十九里及び多摩川筋に生ずるものを場違ひと稱へて其の價廉し。」金雲雀。昔は不忍池近邊に發生したれども。近來は其の跡を絕ち。戶田川。志村邊に出づるもの多し。其の他の蟲も大概此の近邊に產出し。季節に向へば東京に持ち出すもの尠なからず。【蟲造の法及び捕獲の法】扨人工にて蟲を造るには。先づ晩秋の候。壺又は箱の中に稍々濕氣を含みたる赤土を入れ。其中に雌雄の蟲數疋を入れ。床下又は地中に圍ひ置くときは。雌雄交尾し。交尾後雄蟲は間もなく倒れ。雌蟲は生殘りて尻の劍尖より土中に卵を產し。翌年其季節に至れば。自然に孵化して許多の新蟲を得べし。此際蟲商は注意して。小鳥を養ふ如く摺餌を小板に塗り。毎日適度に與ふるを常とす。而して孵化後凡そ四十日を經れば。新蟲は一度上殼を脫して自然に體軀備り。羽根揃ひ。漸々啼出すものなり。以上は天然の氣候にて孵化するものなれば。毎年土用前に孵化し。土用明けより啼出すが常なれども。近來は蟲を造るもの追々巧者と爲り。天候に合せて溫室を造り。如何程にても早く發生せしむるを得るに至れり。左れども市中の賣品は年々五月下旬。螢の季節に賣出すが故に。四月初旬より中旬頃に孵化せしむるものと知る可し。又郊外に出でゝ天然生の蟲を捕獲するには。捕蟲筒を携へ。夜間蟲の鳴音を便りて。其邊に近寄り。火を點して靜に爲し居るときは。蟲は次第に火の邊に近寄り來るものなれば。此時右の捕蟲筒にて捕獲す可し。造作もなきことなり。又雄蟲の傍には必ず雌蟲の附添ひ居るものなり。蟲を愛玩して其の聲を樂まんとするには。雌雄を一所に置く可からず。若し一所に置くときは交尾して雄蟲は非常に弱り。忽ち啼を止め。命數も非常に縮るものなり。

ムシウ

【早出蟲の相場】螢。一番もの一厘五毛より二厘位。」鈴蟲。三錢五厘位。」松蟲四錢位。」邯鄲。金雲雀。草雲雀。十錢位。」轡蟲。十錢位。」大和鈴。黒雲雀。八九錢。」蟋蟀。十二三錢位。」以上螢を除く外は。何れも室造の蟲にして。直段非常に高價なるも。追々天然生の者の出廻るに隨ひ。次第に下落すべし。其中最も甚しきは室造の蟋蟀目下一疋十二三錢の品。天然生の物出廻る頃に俄然一錢位に下落する事なり。其他邯鄲。草雲雀。大和鈴の類。八九錢より十錢位のものも。通常二錢位に下るべし。獨り鈴蟲。松蟲の二種は。室造と天然生と大差なし。天然生の物出るも。僅に一疋に付一錢位より相違はあらざるべしと云ふ。近年東京市中に於て毎年蟲を商ふ者の數は大凡三十五六名も有る由なれば。古今蟲賣の數は大差なきものゝ如し」と。

【虫籠】嬉遊笑覽に云く。雅筵醉狂集。「糸はきや虫籠にかけし藤の花」(注に鴫の社人の細工に虫籠を組て。其上に白と紫の糸にて藤の花を結かくるなり)。また麥わらの籠は。花鏡紡績娘條に。以小褡籠盛之。挂於簷下云々。以瓜穰飼之なとみゆ。褡はむぎわらなり。釋求光といふ者。蟬をきく詞に。松むし。鈴虫。果は麥のわら家に臂を屈め。風鈴のかたはらに長夜をまもる。濱土にも。松虫。鈴虫などは。琉璃瓶などに入るゝと也。しかるをこゝにてそのかみは。褡籠などを下さまには用ひたり。質素なるをなり。【虫賣】嬉遊笑覽に云く。むかしは虫を商ふ者などはなかりしなり。貞享四年日記六月十三日。きりぎりす商賣いたし候者相尋候町々覺。四谷。麴町。本鄕湯島。神田すだ町二丁分相尋候處。一人も見え不申とありつそのころさるもののあらんとおぼしき處を尋ねしなり。【虫飼】同書に云く。秋の末に。小瓶に土を入て其内に鈴虫の雌を移し。緞子はりの蓋をおほひ。日なたに出し餌を飼ひ。日を經れば衰ろへ死するを。其儘にして蓋をおほひ。稻草にて包み。雨露のあたらぬ土を上に置(椽の下よし)。翌年五月の初ころ包みをとき。蓋上より日にあて置ば。やがて土中の卵かへりて微細の虫數多生出て。日を重ねて大になる時。瓶の內狹き故他の器に分ち置べし。虫小きうちは瓶のふた紗の類を用ひてよし。そだつに隨て籠に移すべし。紗などをば咋破るなり。餌は茄子を用ゐ。また細き葉の草に水を洒きて入置べし。茄子なくなる頃には虫も死するなり。かくすれば年々絕ることなく多く出來るものなり。松むしは此しかたにてはかへらず。帝京景物略に。促織秋蟲則盡。今都人能種之留其鳴深冬。其法土子盆養之。蟲生子土中。入冬以其土置煖炕日水灑綿覆之。伏五六日。土蠕々動。又伏七八日子出白如蛆。然置子蔬菜仍灑覆之。足翅成漸以黑匝月則鳴。鳴細于秋入春反僵也。これも大かたは似たる法ながら水を灑ぎ煖むる故をなるべし。松虫の卵を取るとは。寬政七年の比。江戸にて何人か考て始むと云。按るに。備前老人物語に。松永彈正忠。松虫を飼けるに。さまぐに發ひければ三年まで生けり。況や人間日用の養により。長命ならんを疑へからずといはれしとなりとあり。養生はさるをながら。松虫の三年生たりとはうけられぬことなり。これ極て其卵をかへして養ひ。年々其の法の如くせしなるべし。

ムシカゴ 虫籠。(ムシウリを見よ)

ムシエラビ 虫撰は。秋のなかば過るころ。野原に出て。松むし。鈴むしなど。聲音よき虫を狩りて。禁裏院中へ奉つりし古事あり。それを虫撰といふ。虫の音を愛することは。古今おなしき事なり。公事根源云。是はあながち式ある事にはあらず。殿上の逍遙とて。殿上人ともあそびて嵯峨野なとへむかひて。虫を籠にゑらび入て奉る。是は堀川院の御ときよりはじまる。おほよそ松むし。鈴むしなとは。誰人も內裏に奉る。又賀茂の社司なとに仰られてもめされけるとなむ。案ずるに。近く迄每年賀茂社家より。八月朔日。內裏に虫をたてまつる。其さまは。檜の臺の上に曲物をおき。苔を盛り檜葉を立て。これに虫をやどらせ。上より壺に似たる籠を覆ふなりと。蘿蔭堂雜錄にいへり。因に虫の音を愛すること。幷に松むし。鈴むしの事など。類叙すべし。嬉遊笑覽云。源氏(野分)。わらはべおろさせ給ひて。虫のこともに露かはせ給ふなりけり云々。四五人ばかりつれて。こゝかしこの草むらによりて。いろくのこともをもてさまよひ虫を飼ふさまなり。虫をえらみて奉るとは。堀河の御時なとに起れるか。著聞集。嘉保二年八月十二日。殿上のをのことも嵯峨野に向て虫を取て奉るべきよし。みことのりありて。むらこの糸にてかけたる虫の籠を下されたりければ。貫首已下みな左右馬寮の御馬に乘てむかひける。藏人辨時範。馬のうへにて題を奉りけり。野徑尋虫とぞ侍ける。野中に至りて僮僕をちらして虫をばとらせけり。十餘町ばかりはおのく馬よりおり歩行せられけり。ゆふへになりて虫をとりて籠に入て內裏へかへり參り。萩。女郎花などをぞ籠にかざりたりけり。中宮の御方へまゐらせて後。殿上にて盃酌朗詠なと有けり。歌は宮の御方にて講せられける。簾中よりも出されたりけるやさしかりけることなり。年中行事歌「いろくにさかのゝむしを宮人の。花すりころもきてぞとりぬる」。貞德文集。晩景虫吹可罷出候。黑月闇無用心候へ共。盃前は慕參仕る者繁候而路次賑敷候。行燈挑灯聚置候へ者。促織。松虫。蛬。幾等も寄聚候。按るに。【虫吹】とは。今も虫を取に。竹筒のかた方に紗のきれを冒。これをもて虫を覆へは。上のかたに飛のぼる

を。籠また袋などに筒さきをむけて。胃たる紗のうへより息して虫を吹こむなり。開元天寶遺事云。毎レ至二秋時一。宮中妃妾輩。皆捉二蟋蟀一閉二養小金籠中一。置二枕函畔一聞二其聲一。庶民家皆效レ之。

【虫の名の區別】虫の名の何れか何れなるや別ちがたきに付て。古來論議多し。嬉遊笑覽に云く。【蟋蟀】は促織にてつゝれさせと鳴虫にして。晝夜ともになく物なり。今京師にていとゞといひ。諸州俗名甚多し。一種形の大なるを京師にてこほろぎといふ。是は晝のみ鳴ものなり。促織志に。油胡盧といへる是なり。以上本草家の説なり。今按に。和名抄に促織(和名)。波太於里米。兼名苑云。絡緯。一名促織。鳴聲如二急織一機。故以名レ之とあれば。いとゞにはかなはず。是今世にいふきり〳〵すにや。蟋蟀(和名)。木里木里須。兼名苑云。蟋蟀一名蛬とあるはいとゞなるべし。蜻蛉(和名)。古保呂木。文字集略云。蜻蛉とあるは蟋蟀の形大なるおにこほろぎにて。所謂油胡盧なるべし。こは和名抄に載る處に據て云のみ。されどいづくも名物の稱呼。古今にてたがひぬれば。いづれを是とも定めがたし。猶よく考ふべし。萬葉(八)。「ゆふづくよこゝろもしぬに白露の。おくこの庭に蟋蟀鳴毛」。きり〳〵すと訓ては集中しらべとゝのひがたきが多し。故に眞淵はこれをこほろぎと訓り)。漢土にて後世促織といふものを專鬪しむる戯あり。其の事袁中郎文集。また陸次雲が鬪將軍傳なとあり。賭をおほくかけて勝負を爭ふなり。五雜俎に。長延方といふもの。これが爲に家産を破たる物がたりあり。明の崇禎の頃には此事すたれり。源氏鈴虫卷。すゞむしのふり出たる程。はなやかにをかし。秋の虫の聲。いづれとなき中に。松虫なむすぐれたるとて。中宮のはるけき野べを分て。いとわざとたづれとりつゝ。はなたせ給へる。しるくなきつたふるこそすくなかんなれ云々。鈴虫はやすく。いまめいたるこそらうたけれ。年山紀聞に。賀茂の神官云々。松むし。鈴むし。おの〳〵聲によりて名づけたり。色をもていはば黑きは松むし。あめ色なるは鈴むし(賀茂の神官虫撰して禁裡院中に奉ることふるくよりしかなり)。關東にては取違へて覺えたりといへり。されど大和本草には松むし。鈴むし。江戸にておぼえたるごとく記しゝはいかに。宗鑑が犬筑波集はなの下にも。松むしの聲口ひげをちんちりりんとひねりたて。猿樂の野宮に松むしの聲りん〳〵(唯りん〳〵と計りは。松虫。鈴虫いづれにも云べし。今も歌唄ふ聲ふきはりん〳〵といへり)。又た放下僧に。誰をまつむしちんちろりん。堀河百首題雄長老狂歌「なか〳〵としやつきとしたる髭をなと。ちんちりりんとひねる松むし」。懷子(九)「虫の音や名におふ松のちゝりちん。玖也」。同(十)。(春よ秋よといつの間にやら子日せし。野べの松むしちんちろり。空存」。續山井「松虫のちんちりうせぬ聲もがな。一六」。「軒につる松虫籠やちんぶらり。不尤」。此外鈴虫の發句もあまた見えたれど。一つもちんちろりなどいふはなし。是にてちんころりんと鳴は。松むしなる事證すべし。かく後までも誤らざりしを。京都には。年山紀聞のころよりふと誤りしことゝ見ゆ。和漢三才圖會。松虫褐色而長鬚云々。鳴聲如レ言二知呂林知呂林一。鈴虫眞黑。鳴聲如レ振レ鈴。言二里々林里々林一。また世話燒草に。鈴虫。松虫の外に。チンチロリ虫を出せるは。稱呼の疑しき故なるか。尤杜撰といふべし。黑色なるは漢名金鐘兒。是鈴むしなり。あめ色なるは金琵琶といへるもの。是松むしなり。幽遠隨筆に。知呂林と鳴を松虫といはんと據なきに似たり。これはいつの頃よりか流俗虫の名を取ちがへ。松虫を鈴虫といひならはしたるを考へたゞさずしていへるなるべし。松虫の音は松風の瀝々と響あへるにたとへたれば。ちんちろりと鳴は鈴虫なり。法師の鈴といふものをふる音によく似たればなり。和歌にも松虫の音を松風にたくへてよめる多し。爲顯百首「琴の音にかよふは峯の秋風を。なほ松虫の聲やそふらん」。慈鎭和尙住吉の社百首に。「住吉のいかきのもとの虫の音に。おのが聲にも松風そふく」云々いへれど。和歌には鳴聲などわかちよむものなれば。いかほど引ても證としがたし」とあり。按するに。【蟋蟀】はコホロギにて床下。又は壁の中に冬近くなりて鳴く黑き虫なり。つゞれさせと鳴き。又は「きり〳〵す鳴くや霜夜の狭筵に」など詠みしは是れなり。俗には蟀と書く。【促織虫】は海濱の草叢などにて夏の暑き時。キーチョッと鳴く虫にて。籠に入れて賣るものにて。今江戸にてきり〳〵すと呼ぶものなり。機を織る音に似たる故の名なるべし。俗には蛩。又は蛬と書く。【竈馬】は淡褐色にて少く斑あり。脚と鬚頗る長く。床下に棲み。時として跳出づることあり。鳴かぬものなり。是イトヾなり。いとゞ鳴くと詠みしは誤にて。京都にて蟋蟀をいとゞと混せしが原因なるべし。【油虫】は其の色蟋蟀に似て光澤あれども。其身輕く。翼なく。脚六本とも短ければ跳ぶこと能はず。たゞ早く走る。多く厨の戸棚なとに棲み。食物を貪り食ふ。啼くものに非ず。捕へて潰せば。臭き汁出づ。之をゴキとも呼ぶ。【鬼こほろぎ】又閻魔こほろぎとも呼ぶ。蟋蟀の形大なるものにて。草叢。石垣などに棲む。蜻蛉と書くは。蜻蜓と誤り易ければ取るべからず。

ムシオクリ　虫送は。歳事記栞草に云く。日記紀事。年に依て。田蝗害をなす時。民人鐘鼓を撃。外野に送る。これを虫送といふ。凡旱歳に五穀枯萎むを燒ると

いふ。茄の根の枯るを舞といふ。瓜の蔓の枯るを上るといふ。是民間の詞なり。又梵天と號し。藁束を竿の先に結び。幣束を其の頂上に結び。之を村中を擔ぎ廻りし後。村境に之を建つ。按するに。梵天とは梵天國の略にて。追ひ拂ふの義なるべし。還魂紙料に曰く。貞享。元祿の頃。梵天國と題する淨瑠璃を最後に唱ふ例ありて。何にもあれ。是ぎりと云ふ程の事を。梵天國を唱ふと云ひ。略きて梵天國とばかりもいひし。諺に今はありて淨瑠璃は絶たりとあり。虫を送るも。是ぎりにて來る勿れとの言にやと思はる。

ムシノタレギヌ 虫の垂絹。(カサを見よ)

ムシボシ 虫干は。風入。また土用ぼしなどもいへり。夏秋の際。數書をはじめ。衣裳その外の品々を取り出し。日光を得て濕氣を拂ふなり。貝原氏の歲時記に。梅雨霽て後。書を日に晒すべし。新薦にひろげ。表紙を下にして乾す。苧繩に懸て晒さば。表紙損す。天氣好日なりとも。一日に一度なるへし。朝より晒し。午未の時收む。晩には暴雨の憂あり。はやく收むへし。屋下にならべて熱をさまし。一夜置て明朝笥に納む。凡書を晒す事。一度に多晒すへからず。暴雨のおそれあり。又多ければ家奴厭ひ倦て心を用ひず。書をそこなふ事あり。損壞あらは修補し。斷たるとぢ糸を補ひ縫て。各故のごとく櫃中に納。各其所を得せしめて。蓋を閉へし。屋中に久しく晒さんより。かくのごとく烈日に一度晒したるが蟲はまず。濕なくしてよし。毎年久しくさらせとも。いさゝか書の損壞なし。古人も書を外にさらせること見えたり。もえぎ色などの表紙も。表紙を下にするゆゑに色かはらず。居家必用にいはく。古人書を藏るに。多く芸香を用て蠹をさく。今の七里香これなり。又麝香を書廚の中に入置けは蠹をさく。一法に樟腦を用るも又よし。」圖書墨蹟をも一時許日に晒すへし。是も淨き薦或淨きしぶ紙杯の上に置べし。繩にかけ竿にかくるはあしゝ。久しく晒すへからず。圖書のうらをほすべし。表をさらすへからず。其上にひとへなる紙を長くひろくつぎたるをおほふへし。軸に近き方を能ほすへし。これ又た如此すれば虫はまず。」衣服をも晒すへし。光絹は久しく干へからず。又黄。綠。紅色などの色あざやかなる物は。日に晒へからず。これを晒せば色かはる。物類相感志に。夏月衣のかびて色つきたるをは。冬爪の汁にひたし洗べし。其痕は又枇杷のされをすりて細末して洗へは。其斑自去といへり。居家必用には。梅雨にかびたる衣服をば。梅葉を煎じて洗べしとあり」と見ゆ。古人の用心深切といふべし。但し梅雨後に虫干すといふはいかゞ。すべて夏の氣候は。陰濕多きもの故。土用あきの後。快晴の日に晒すが。よく濕氣を拂ふなるべし。されど古人の經驗あれば。必らずとは定むべからず。世説に。郝隆といへる人。七月七日庭上に仰き臥す。人其故を問へば。腹中の書を晒すと云しよし記せり。これも秋初の虫ぼしなり。因にいふ。七夕に星のかし物。かし小袖といふも。衣裳を晒らすうへよりいふなるべし。貫之家集「世をうみて我かす糸は七夕の。淚の玉の緒とやなるらん」。「秋きても露おく袖のせばければ。たなはたつめに何をかさまし。辨內侍」。これも秋の虫ぼしに緣あり。その外。銀杏の葉。石菖蒲の葉。番椒の莨など。書籍の間に挿むの法あり。東京圖書館にては曝書と云ふ事をも行へり。

ムジムカウ 無盡講は。賴母子講とも云ふ。各金錢を醵出し。鬮引を以て順次に聚まりし金を取り得るなり。一種取退き無盡と稱へて當りたる者は以後掛金をなすに及はさる法あり。和訓栞に。世に無盡講など云ふは。僧祇律にいふ。无盡財より出てたる語なるへし」とあり。以て之を知るへし。而して其方種々にして。賴母子講。取退講。富講等あり。德川氏の頃。賴母子講は弊なきを以て禁せされとも。取除講。富講は之を嚴禁せしと云ふ。一話一言に。唐も無盡及び富講ある事を記して云。鷄肋に曰。近時邑の無賴子百人を邀へて。百子會をなす。人ごとに銀一兩を出し。骰子を搖し。點多きものまづ收む。毎月一應し。八九年にして乃畢る。江西に一僧あり。千佛會を創む。人ごとに銀一錢を出す。木櫃を投じ。點多きもの百金を得て歸る。徃來の行人僥倖を圖て。其利にたふらかさるゝことを記せり。中頃よりこゝにも爰かしこに興行する富つき。又は無盡講。たのもし講なといふ類なるべし。はるか昔はしらず。中頃迄は知音親族の中。故ありて困窮なるものあれは。これを救ふために會をむすび。金銀を持よりて見繼き侍るゆゑ。賴母子と名づけし。正德のころ。其風一變して。只今日の利を得る工みをなし。取退講といふ事大にはやりしが。府下にはやがて制禁ありけれども。それよりして賴母子の風俗甚たいやしくなれり。就中寶曆の初の頃。四方競て此社會をなし。尊卑これに醉ふがごとし。同しく十年の頃に至て。稍おとろへぬ。其後はたま〳〵會するもの。大黑講と名をかへて興行す。大黑殿の利をむさぼらるゝもおかし。太宰がいひけん。毘沙門の富つきもおもひ合せらる。」嬉遊笑覽云。享保二年十一月二十六日。今度天野佐十郎儀。無盡金を企。其上金子之肝煎等致し。遂富仕。むさぼりたる儀共有之。付て死罪被仰付。是又神尾五兵衛。神尾外記。神尾彌五兵衛事。無盡金の連中に罷成。追て掛金迄遣

之。侍の仕間敷儀に付。追放被仰付。明和の初ころ無盡講はやれり。寢惚文集(明和丁亥)。無盡會稿序あり。有花有實造物者之無盡藏。而多金多錢賴母子之初會日也。故借茶屋則引一文日之茶代。嫌遲參則除八時過之座圖云々。また太平樂府に。一自掛山子。每會出錢頻。花鬮亦不中。空掛常紋身(山子は江戶にてやましといふなり)。無盡の法。その始は異なるものなり。見聞集(三)。聞しは今關西。大阪。堺にてのはやりもの。關東江戶まで流行しは。たのもし無盡と名付て。貧なるもの。有德なる者をかたらひ。金を持寄。座中へ出し。百兩も二百兩も積置。皆入札を入。是を買取る。有德なる者は貧なるものにたかう買はせ。每月金の利足とるを悅び。貧者は持たぬ金を得るこゝちして歡ぶ。はやりものなれば。いかなる人も五十日。三十日無盡に入。扨又無盡好む人達は。壹人して百日二百日もするなり」とあり。德川禁令考後聚に。取退無盡致候もの及頭取並に宿。遠島。取退無盡札賣。家財取上。非人手下。鬮振せわやき。家財取上。江戶拂(寬保元年極)とし。後改めて宿並頭取の家主。屋敷取上。宿は身上に應じ過料(享保元年。延享二年極)とし。訴出たる者には褒美金を下付せられたり。又世事百談に云く。今無盡と稱する講あり。たのもしともいへり。無盡錢といふ名目は。はやく建武式目に見えたり。さてたのもしといふことは。田物代の約語にて。田實の意にて。これはむかしの國制に貧富强弱を平等に配り合せて。互に伍人組を立て。たのもしをもて出しあひ。○村役所に預りおき。貧民のもの。租なく。食なく。進退に迫るときは。その錢を役所より出だし與へ。一鄉一村の中を結び合せ行くゆゑ。富有なるものは一生涯にその田のもしを取ることなく。年々賭け入ることのみなせり。是上古の貸税の制度の遺れるなり。貸税のことは書紀の天武紀の詔に見えたり。

又嬉遊笑覽に云く。無盡は明和の初。この事殊に行はれたりと見え。また寢惚文集(詠時行物)。龍葵指輪善哉餅。孰知秋等鷄茶分。酒場芝居圓山講。若し是爲何十九文。圓山講は無盡をいふなり。【無盡の鬮に中らむとての咒と】今はさまざまありとぞ。飯杓子を懷中するは佛の飯より轉れる歟。石塔の寶珠の尖を打かきて持行くをはやるにや。此の頃はいつくの寺にも。石塔の寶珠みな缺て。金形の物有となし」とあり。今に兩國回向院の鼠小僧の墓に限り。その墓石を缺きて持去る者多し。又他人の家の茶釜。銅壺。藥罐などの蓋を竊かに取りて懷中し。又は先祖の戒名を懷中し。又は眞直に貼りたる賣家貸家の札を剝して。懷中して行くなど。皆同じ咒ひなりと傳へたり。

以上擧けたるは。德川氏の頃行れたる賴母子講の狀況なり。富講取退講の如きは。嚴禁なれども。往々に之を犯せし者ありしとみえて。武江年表に。「慶應二年冬に至り。官許を得ず私に企たて刺牌の戲を催すもの所々にあり(世にいふ富突興行なり)。牛島蓮華寺。萱場町藥師堂。四日市翁稻荷。淺草蟠龍院。根岸時雨が岡(御行の松)。不動堂の並等に於て。殿宇修理等を名として。此事を催せり。時雨が岡にては興行の時。寺社御奉行より捕捉の小吏。急卒に茲に向ひ。群集の男女を押分て。場主を捕へられたり。これに驚き僥倖覬覦の小人。各逃去らんとして。過て畝中に宛轉落て泥土に塗れ。或は巷に立し商人が鑵子の類を覆し。熱湯激りて灼傷になやみし族もありて。其混雜いふばかりなしとぞ。各興行日の前後はあれど。其他の場所もこの趣なるべし。頓てその催主一同禁錮せられ。嚴科に處せられけるとぞ」とあるを見て知るべし。取退講に係はる禁令は。寬保以來。屢々布達せり。寬保元酉年。取退無盡之儀に付御觸書。取退無盡と號し。三笠博奕同然之儀有之由相聞候に付。停止之旨。前々相觸候處。今以不相止。近頃は寺社建立講。又者品々之講と名付。取退無盡いたし候に付。右當人共相顯候分は召捕。此度御仕置申付候。向後右體之儀有之は。武士方。寺社方。町方。在方共に遂吟味。當人者不及申。地主。家主五人組名主一町內之もの共迄。三笠博奕同然咎可申付候條。常々心懸け吟味いたし。疑敷もの於有之者。早々可訴出候以上。四月。右之通可被相觸候。」此後明和元年十月。右停止の令達あり。寬保のとおなし文言なり。また右の禁令を犯したるものは。大概遠島などに處せらるゝなり。然れとも寺社の再建。修繕等を以て名とし。富講の開設を官に請ふときは。官にて之を許可せしなり。故に官許の富講は。多くは寺社の境內にて行はれたり。享保十八年。高田毘沙門富突。永々二月。六月。十月二十八日。三月十三日。仁和寺御門跡富突。只今迄護國寺に候處。丑五月より申正月迄深川永代寺にて興行之事。」谷中感應寺富突。來寅年より三年ゝ(以上一話一言)。富をつく事。江戶名所圖會の圖を見るに。興行の寺の本堂にて。一僧袖襷して大なる錐を持して立ち。一僧箱の中に番號を書きたる木札をいれて。之を振り交ぜ。彼の僧の前に置けば。彼の僧は持てる錐にて箱の中を突き。之に刺りたる札を高く揭げて。講中の人に示すなり。故に突くと云ふ名は起れるなり。文政の末。天保の始め頃までは。右の類の富講は盛なりし。天保の末年。德川幕府の弊政を釐革するに及て。寺社等の富講開設を請願する者ありと雖も。決して之を許可せざることゝなれり。後又明治初年頃より。諸方に行はれしをありしが。元年十二月之を禁ぜられ。又同時西班牙

政府にて行ふ麻尼剌の富は。橫濱などにて賣捌く者あり。明治四五年の頃。東京にも流行したり。勿論一株にては金額の多大に過るより。橫濱の取次人に於て。之を分割して少金額となして賣捌けり。中には遥かに金員を獲て喜びし者ありけれど。間もなく官より嚴令を下し。總て富籤を禁し。十三年七月頒布せられたる刑法には第二百六十二條。財物を醵集し。富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者。一月以上六月以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す」の明文あり。九年十一月。警視廳は第百三十九號を以て。「富籤に類似する興行の現行犯を罰せしむ。十五年五月。第二十五號布告を以て。富籤賣買者及び牙保幇助をなし。及び購買したる者を罰するの法を設け。告發する者は徴する所の罰金の半額を給與す。初犯は自首すれば免じ。再犯は免さず。二十七年一月。警視廳令第二號は。商業者の景物以外に投票。抽籤又は當物の方法を以て。花客に財物を與ふる者の罰則を定めたるが。三十三年五月。内務省令を以て之を全國に令したり。又二十九年五月。同廳令第三十四號を以て。公衆を會して頼母子講。無盡講及び之に類似のものを擧行せんとするときは。其發起人より加盟者の住所氏名。立會場。年月日を記し。規約書を添へて屆出しめ。罰金の制裁を以てしたり。三十年十一月。同廳は。花籤と稱して。本籤の外。別に籤を設け。每會集金の中より其の幾分を控除し。之を以て其の當籤金に充つるものを與ふるを禁じたり。

ムシヤ　シユギヤウ　武者修行とは。劍槍の武術を以て。諸國を遊歷し。武道を修むる者をいへり。其熟達著名のものゝ。往々諸侯に聘せられたるもの。亦少なからず。その事の一二を記したるは。嬉遊笑覽に。武者修行。室町日記。義輝三好を討るゝ處。今度は丹州の兵ども。そのうへ方々に隱れ住ける浪人。または武者修行にまかり出て。暫くの間方々に滯留しける武士などを撰あつめて云々。」羽尾記に。上州吾妻郡羽尾といふ山里に。羽尾入道何某といふ侍あり。その三男海野能登守新當流の兵法をよくこゝろざし。力百人に對し勇猛の侍なり。已が勇の人に勝れたるを以て。兄弟親族をかへりみず。古鄕を去て兵法修行に出る。尤至る處每に武勇名譽をあらはす(此人永正四年に生れ。天正七年に死せり)。海上物語(明曆二年刻)。器量人に勝れたる大男。折しも六月のとなるに。羽二重のひとへ羽織に大なる朱の丸を付。肩先より帶し迄に。兵法天下一日本開山無双樋之助と。金を以て書たるを着たり云々。さて申けるは。關八州は不及申。奧迄も修行仕り。手合を見候へとも。我にあはするものなし。故に西國かたへ兵法修行に罷下り候なり云々(是は宮本武藏が播州明石に住めりし時。そこに此の者訪來て兵法を試み。武藏が弟子となりしとあれば。慶長。元和の頃にや)。誰が身上(三三)。馬鹿氣なる町人。其子にかくし藝なりとて。兵法を習はする處。きるものにも。よのつねのかた小紋はつけず。下がへには。されにつかるゝなどかけちらし。かたさきには南無妙法蓮華經などはれまはり。大わきざしのおとしざし。びんたずり下け。かき頭巾。目のてりわるにも鐵子(カネコ)杖。たま〳〵つかふことばさへ。關東兵のごとく也。このありさま他人の目にあまり。おやの耳にも入しかば云々。關東に長き刀はやりし事。北條五代記。鹿島の住人林崎勘介といふ者。明神の示現により。長柄刀の益ある事を悟り。これを用ひ始て田宮平兵衞成政といふ者に傳ふ。成政長柄刀をさして諸國兵法修行し。柄に八寸の德みこしにさんぢうの利。其外神妙秘術を傳へしより以來。皆人これをさし給へり。成政が兵法第一の神秘奥義といつは。手にかなひなば。いか程も長きを用へし。勝を一寸ましと傳へたり云々。扨長柄の益といつば太刀は短かし。長刀は長過たりとて。是中をとりたる益なり(おもふに。そのかみ柄の短き長刀あるも。かゝる爲の故とみゆ)。(鴉鷺合戰物語。大太刀の利を云處。おつとりのべてちやうとうつにも。びんぎによつてかつぱとつくにも。柄は長きが吉く候。弓はいさゝかも手にすぐればいたづらもの也。大ぐそくはちと腕にあまるやうなれども。あつかはるゝものなり。」北條氏直時代まで。腕貫うつたる長柄刀を帶たりとぞ。」北條五代記。當世はかぎ槍とてくろがねを長くのべ。かぎをなして。やりの柄に十文字に入。其先に小くろしを付。柄にて人を突べき威風をなし給ふとあり。」伊藤一刀齋は劍術を弘めんと諸國を修行し。將軍家より召されしかど。猶遊歷修行の志あるよし申て。門人小野次郎左衞門を吹擧しぬ。人倫訓蒙圖彙に。むかしは回國修行の兵法者あつて。盛に是を教弘めしが。動もすれは諸流と威勢をあらそひ。仕合喧嘩の中立となりける。此事停止なり。今靜謐の御代なれば其家ならぬ外民間に於てはしらぬこそよけれ。」寶曆ころ俳諧の宗匠しける舊寶といへる者。おどけたるものなりし。麻布邊にて劍術けいこするを見て。案内を乞て内にいり。何とぞ一本つかひみたく所望せしを。ことわりしかど。達て申ゆゑ。據なく立會しに。舊寶はもとより何もしらぬ者なれば。只一打に頭をうたれて早く座敷へ上り。さて〳〵痛きめに逢候とて。「五月雨にうたれて開く百合花」とかいて歸りぬ。知るものありて。こは舊寶なりと笑ひけり」といへり。一說に。舊寶旅して貧乏しかりければ。一飯に有つかんとて。道場に入り。武者修行者なりと云ひて。飯を振舞はれ。扨劍術の立合

ムシヤ

しけるまゝ。其の心得なきに依りて打たれしなりと云へり。當時修行者は同じ道の者の家を頼りて。食事宿泊をなし。路費を與へられて遠國までも旅行せしなり。髮結ひ職料理人など種々の職人の仲間にも同し風習ありて。明治の初まで一般の慣例なりしなり。又武者修行と云ふは。武藝全體を修行する者にて。劍術修業。槍術修行など云ふものとは別なりと云へり。左もあるべし。

ムシヤドコロ　武者所といふは。宮中の室の名なり。轉じて此に居る者を云ふ。兵家者流の鑑の。六十六箇國に武者所三十三ありといへるは。圍を誤れるなるべしと南留別志に見えたり。又家屋雜考に。武者所は右大將家鎌倉に於て始めて武者所の別當を置かる。然れどもこゝには職掌を命ぜられたるにて。別に一箇の役所を設けられたるには非ずとあり。然れども言海に。院の御所にて下北面の武者の候ふ所を云ふ。御所にては瀧口と云ふ。後醍醐帝の時より禁中にも置かせられぬとあるを正しとすべし。

ムシユクモノ　無宿者の取締に付ては。戸籍及び浮浪罪の條下に記したれども。猶その洩れたるを掲ぐ。寶永六年二月觸に。捕置きたる無宿者を解放せしめ。行先なきものは非人手下となし。以下捕ふるを止めしむ。安永七年四月。火附。盜賊多きを以て。無宿者を捕へ佐渡へ送る。寛政元年十月。無宿者を万石以上の家來へ引渡し。夫役等に使用するを許す。天保十三寅年十一月中御觸書に云く。近年無宿並野非人共。多く御府內徘徊致し。右之內には品々不屆之所業及び候類不少。依之今般御府內立廻り候分。於町奉行所召捕糺之上。男女共夫々舊里へ歸鄕申付。御料は其所之奉行。又は御代官御預り所役人。万石以上は領主家來。万石以下知行給知。且寺社領之分は家來。並村役人等呼出し。可引渡遣間。余帳外迄之者。或は格別之罪科にも無之分は。村役並身寄之もの共へ引渡。可成丈改心歸農爲致。又は山海之稼。其外人夫に遣ひ候共勝手次第。都て舊里を不離樣取計可申候。尤も右の內所役人申付をも不相用。手餘り候類。並舊里にて手放難差置惡黨。或は度々出奔等致し候ものは。公儀においても京大坂。其外奉行所有之場所は勿論。御代官御預り所等へ。新規寄場取建差置。夫々相應之手業爲致。又は荒地起返等。其外夫役に遣ひ候とも。是又勝手次第之旨申渡候間。私領に於ても同樣相心得。万石以上は一領每に牢舖之圍を補理。万石以下知行給知之分は。最寄奉行所或は御代官御預り所之寄場へ引渡。其外寺社領之分は。附屬之有無に隨ひ。其領主之圍。又は右寄場へ入置候積り相心得。且私領においても領分拂。村拂等に相成候ものも。其品に寄同樣引渡可遣間。万石以上之分は。是又右圍へ入置不斷教諭致し。右之者とも都て心底を改。歸農を遂候はゝ。圍外之住居差免し候儀は勿論。往々身分有付方をも厚世話致し遣。若又圍內逃去候歟。又は盜。其外惡事致し候類は。罪之輕重に隨ひ。死刑其外之仕置をも申付。其段兼而申諭置。尤女は別圍に致し差置候樣取計。且此度引渡候ものゝ內にも。其以前牢拔。又は罪科顯然之ものは。直に入牢申付。猶吟味之上夫々仕置申付候樣。可被致候。いつれも其度々伺屆等にも不及候。但引渡候ものゝ內。歸農致し候歟。又は家業等有附候歟。或は出奔。病死等致し候もの有之候はゝ。急度申出候樣。兼而村役人共等へ申渡置。一ヶ年限り奉行所へ可被相屆候。尤村役人共取計方行屆本心に立歸り候もの多く有之候得は。其品に應し。夫々褒置。若心得方等閑にて度々出奔等爲致候類は。相當之咎をも可申付候。一。穢多非人之類は。其所之穢多へ引渡し。手放し難差置分は別段圍補理差置。手業等爲致。万石以下は最寄奉行所。又は御代官御預所之寄場へ差置候儀。都而可爲前條之通候。一。右引渡し候無宿共。可成丈相應之百姓にも相成。身分有付出來候樣にとの御趣意に候條。村役人共等平日厚教諭を加へ。歸農之儀行屆候樣。精々可被申付候。右之趣。九万石以上以下。領分。知行。給知有之面々。併寺社之向へも不洩樣。相觸候。十一月。右之通御書付出候間。町方之者へも爲心得可觸知旨。從町御奉行所被仰渡候間。町中不洩樣早々可相觸候。十一月十三日。町年寄役所(鎌倉横町南側代地御觸御用留)。」其後萬延二年三月。無宿者を捕へて箱館へ送り。人夫として使用すへきの達ありしこと德川禁令考に見えたり。

ムシロ　筵は。莞。藁。篠。竹。蒲。菅などにて織りたる敷物の總名なり。貞丈雜記に云く。むしろと云は。今の寢御座の事也。疊の表にへりを取りたる也。古歌に「きり〴〵すなくや霜夜のさむしろに」などゝよみたるは此事也(さむしろのさは狹の字にて。せばきむしろと云事也。○條々聞書に。公方樣。御寢所には御座をしれ候(此御座と云は。今のねござの事にてはなし。たゝみの事也。今あげたゝみとも。床たゝみとも云物なり)。其上に御むしろ敷被申候(此御むしろ。今のねござの事也)。御むしろのへり。織物うらにすゞしの絹付候。表は常のむしろ云々(常のむしろとは。たゝみの表を云)。むしろのへりの取やう。婚入記に見たり見合へし。繪圖は武雜記の貞丈抄に記すとあり。和漢三才圖會に云く。筵音延。席藉同(無之呂)。蔣席(閑利止利)。佳文席(繪筵)。筵總名而。有二竹筵莞席蒲席之異一。周禮司几筵注云。鋪陳曰レ筵。藉レ之曰レ席。或云。重曰レ筵。單曰レ席。蓋設レ席之法。筵鋪二于下一。席加二于

上。所ニ以爲ニ位也。【蔣席】韓子曰。禹爲ニ蔣席一。頼緣。此彌侈矣。蓋至レ禹始加ニ純緣之飾一也。【手島蓆】出ニ於播州北條一。狹短。其用亦多。【藁筵】麤筵。處々皆織レ之。農家乾レ穀包レ綿。又代ニ疊表一。其用最多也。凡蓆雙レ目。筵片目。以爲レ異」とあり。【籐筵】は。籐を以て座敷の廣さに應じて編みたるもの。【竹筵】は竹の皮を以て九折織に織りたるもの。共に夏月室内に敷くものなり。【蒲筵】【菅筵】古へありしも。今は用ふる土地なきが如し。蒲筵は牛舍棚に之を敷くは古式を殘せるならん。

【龍鬢の筵】宮室調度圖解に云く。龍鬢は藺草の一名なり。これにて織りたる筵なり。雅亮裝束抄に。「りうびんは。色々にまだらなるむしろに。青地の錦の緣の。弘さ三寸ばかりなるを四方にさしまはして。濃きうちうらを付けたり。弘さ長さ疊におなじ」とあり。安齋翁いはく。「いろ〳〵にまだらなるむしろとは。藺を色々に染めて織りたる筵なり。今世俗に花ござといふ物なり云々。」正直いふ。疊の長さは七尺五寸。弘さは緣ともに三尺六寸の定なり。類聚雜要抄に見えたり。

【花筵】和漢三才圖會に云く。【綸蓆】佳文蓆。初來ニ於南京一。今肥州長崎。攝州大阪。多織レ之。其赤色（茜染）黑色（淤泥）以成レ文とあり。古くより有りし者なり。横井時冬の工業史に云く。我邦從來單蓆（俗云御座）と稱する莞をもて製したるものありしが。多くは暑月褥上に之をしくより。つひにこの名いでたりとぞ。一種石疊の如き文綵あるものあり。これを浮世御座と稱し。ことに珍重せらる。江州舟木よりいづるものを最上とし。備中妹尾よりいづるものこれにつぎ。丹波よりいづるものを下品とす。又前期の初より支那人多く佳文蓆（一名九蝶筵。又名五綵龍鬢筵）を輸入せしかば。つひに元祿ごろにいたり長崎。大阪等にて模造品を製するものいでたり。維新後明治九年のころ。岡山縣備中國都宇郡帶江新田村（現今の茶屋町）の人磯崎眠龜。意を藺蓆の改良に用ゐ。種々工夫を費しゝが。偶鹽田眞より印度錫倫製の藺蓆を得益す奮勵して。つひに同じき十一年五月に至り。錦莞筵を發明せり。其品質頗る精巧にして意匠も亦溫雅なりき。これ實に我邦藺蓆改良の嚆矢なりとす。同じき十三年。磯崎眠龜自から錦莞筵の見本數十種を携へ。神戸港に至り。一外國商館に就いて輸出の途を需めたりしも。當時殆ど目を藺蓆につくるものなく。唯貿易商濱田篤三郎が見本品數種を購ひたるのみなりきとぞ。獨濱田篤三郎は別に考ふる所ありしかば。其購ひたる見本數種を英。米二國に送附して販路を試みしに。明くる十四年にいたり。はじめて英國より注文を受けたり。これすなはち岡山縣藺蓆輸出の濫觴にして。我邦花筵のはじめて外國に輸出せられたるものなりとす。同じき十七年。獨逸國ハムブルヒ府デツカンプ商會の手代。岡山の藺蓆業今谷直平の店に來り。製品賣買の契約をなしゝが。明くる十八年。米國メリーランド州ライチン商會も亦今谷直平に就いて賣買の契約をなせり。續いて東京の木村商店（第二支店）。堀越善重郎等より岡山縣廳を經て多數の注文をなしたる等。皆これ花筵輸出の端緒を開きたるものなりき。當時製造の並花筵は内地需要の品のみにて。一般に二間より長尺のものなかりしかば。二間物十枚を接續して二十間となし。輸出せしものなるを以て。裏面に其繼目を現はし。外國人の需要には適せざるものなりきとぞ。花筵の海外に輸出の途開くるや。藺席業者はいづれもまづ錦莞筵に著目せしが。明治十八年。專賣特許條例の公布せらるゝや。磯崎眠龜より錦莞筵並に同織機の特許を出願して許可を得たりしかば。これより錦莞筵の模造を考案せしものは皆これを中止するに至れり。これよりさき明治十五六年のころ。並花筵の需要漸く開くるや。淸國廣東產綾筵の見本を我邦に傳ふるものありて。これが模造に著手せしもの少からざりしが。同じき十七年。岡山の今谷直平。磯崎眠龜に謀り。つひに二十間つゞき支那製綾筵の模造品をつくりいだせり。之と同時に藤原丈七。三宅周三郎等。錦莞筵模造の考案を一轉して。精巧緻密なる綾筵の製造に從事し。同じき十九年。一種の莚織機を發明せり。これ今日專ら岡山縣下に行はるゝ綾筵にして花筵改良の中興と稱すべきか。同じき二十年。佐藤永俊。鹽津龜三郎。吉田平五郎等。備中國都宇郡茶屋町に綾筵合資會社を起し。藤原丈七。三宅周三郎の發明せし綾筵織機の特許と綾筵模樣の意匠登錄とを讓りうけ。益々製造を盛大にして。神戸居留二十番館佛國エチヽルカス商會をはじめ。其他二三の商會により米國桑港。紐育等へ輸出せしより。從來の並花莚變へて綾筵製造に轉ずるもの多かりしが。既にして廣島。福岡。大分の諸縣に及べり。綾筵の盛なるは輓近三十五萬本。二百萬圓に近き花筵中。綾筵製造のもの殆ど其四分の一を占むるにて知るべし（綾筵合資會社は明治二十四年以來。本社の外第二。第三。第四の工場を設立し。藤原丈七。三宅周三郎發明の。特許綾筵織機四百臺を備へ。職工七百七十人を使用して。一年七萬七千圓餘の綾筵を製造するといふ）。綾筵合資會社につゞき。同じき二十三四年の頃より製造會社各所に勃興せりとぞ。其後同じき二十六年はじめて紋花筵を製造するものいでゝ一時行はれしが。紋花筵は錦莞筵の模造品たるに過ぎず。今日にいたりては花筵の種類既に十餘種の多きに達せり。外國輸出花筵のかく長足の進歩をなしたるは最初に精巧溫雅なる錦莞筵の發明ありたると。引きつゞきて高尙

優美なる一種の綾筵をつくりいだしたるとによれり。機具も最初は通常の簡單なる繭蓆機を用ゐしが。其後磯崎眠龜の筵織機。藤原丈七。三宅周三郎の綾筵織機の如き特許を受けしもの始ど四十餘種の多きに及べり。されども今は織工二人を要する横機を用ゐるもの七八分にて。其他は近來發明の竪機を用ゐ。織工一人又は二人を要することなるが。其一人にて織りなすを獨機と稱す。曩に都宇郡妹尾村橋本横太郎外一名より。米國シカゴ萬國博覽會へ出品したる西陣機と稱するものは。其式全くジヤカードよりいでたるものにて。紋板を機上に置き。これが作用によりて各種の圖樣を自由に顯すべきものなりとぞ。花筵の輸出は明治二十五六年より著しく增加し。今は北米合衆國。加拿陀及英領亞米利加其他諸國へ輸出するもの三百五萬圓に達し。其中岡山縣二百二十萬圓を占む。これにつゞきて廣島縣九拾三萬圓を出す。この他大分縣。福岡縣等よりも拾三萬圓餘の花筵をいだすといふ。猶シトチ。タヽミ等參看すべし。

ムスビカタ 結方。緒の結び方樣々あり。貞丈雜記に。すべて箱の緒結樣其物によりて結び樣定りたる法式ある樣に。今世間には申ならはせども。更に定法はなき事也。古への箱の緒は。文箱其外細き箱などは皆片方に緒を付て今一方のくわんに緒の先を通して。ふたの上にてかたわなに結也。兩方に緒付たる箱はもろかきにむすぶなり。手箱などは兩方にくわんあり。緒は【ふうむすび】といふむすび樣あり。是等は法あり。さりながら是ももろわなに結たるとも難はなし。されども手箱は大事の物を入置く物なれば。封結にする也。ふうむすびにしたるをば。結樣しらねばたやすくとけかたし。又人むすび直せば卷數など違ふゆゑ。人の手を付たる事知るゝ也。舊記に【こまかむすび】又【こまむすび】と云は。まむすびの事也。又【とんぼうむすび】といふは。緒わなを云。兩方にわなをする事なり。袋の緒などに【とんぼう結び】と云は。わな兩方に二つゝ合て四つのわなありて。とんぼうの羽のごとくなる也。【片わな】と云は。かた方にわなあり。ひつときに結ぶことなり。又【はいがしら】といふは。まむすびの事也。又【男結】といふは垣やらいなどをゆふ時の結び樣也。【をなごむすび】と云は。男むすびを左まへにしてむすぶを云ふ。又かめくゝし】とも。かもさげ共。わさきとも。うのくび共。かもつけとも。かけむすびとも云は。緒を二重通して緒の兩端を。初め廻りたる緒の下を通して引出すを云鷹の鳥に山緒かくるに。頭と兩羽を一つに取て。右のごとく緒をかくる事。其外にも用ふ事多き結び樣也。又【むちむすび】は。初まむすびにして。その緒のあまりを。本むすびたる結めの通りくゝらせて。結びめの二筋つゝならぶ樣にする也。又【かなふむすび】は表は口といふ字の如く。裏は十の字になる故叶結といふ。また【あげまき】は。中は口といふ字の如く四角になり。上と兩方にわな出て。緒の端は二筋下へさがるなり。あげまきの一名をも。とんぼう結とも云。又【あふひ結】は葵の葉を二つかされたる樣に似たる結び也。あふひ結をあわぢむすびといふ人ありあやまりなり(あふひ結をあわひ結とも云。古書には多くあわびむすびと記したり。此事末に記す)。今世間に貝桶の緒は。【鬼結】と云むすび樣有と云人あり。鬼むすびと云事古傳になし。」諸鉤にむすぶ。片鉤に結ぶと云事あり。諸鉤とはもろわな也。兩わなの事也。片鉤とはかたわなの事也。かたがきに(かたわなの事也)。緒をむすぶには。わなの方は我が左り。端の方は(ふさの方を云)。我が右になるやうに結ぶべし。」ひもむすびの如くむすぶと云事舊記にあり。ひもとは素襖のひたゝれなどの胸紐の事也。すあふ直垂などのむなひもは諸わなにむすぶ故。諸わなにむすぶ事を。ひもむすびの如くといふ也。」【みなむすび】と云ふは。むすびめのかさなりたるが。みなといふ貝の形に似たる故也。になむすびといふはあやまり也。とつれ〳〵草に見たり。蜷の字みなとよむ(又わなともよむ)。【あわび結ひ】と云は。あふひ結とも云ふ結形の事也。丸く細長くて鮑貝に似たる故也。是は蜷結びの形に對していふべし。清少納言枕草子に(なまめかしきものゝ部)。「うすごほりあはにむすべるひもなれば。かざす日かげにゆるふばかりぞ」といふ歌有。あはにむすべるとはあはひむすびの事を云也(あふひ結あはち結など云は非也)。箱の緒などを結ぶに順逆あり。順を用ふべし。逆は忌也。」以上貞丈雜記云へる如く。結び方に法式はなかるべけれども。古から順と逆との差あれば。箱を緒に結び。又包物に水引かくるな

此所左りまへになるあしゝ

逆

順

此所衣服の前を合するごとし

どは心得おくとなり。扨又紐の結樣は。中古以來種々あるが如くなりしと雖ども。其の用法のさだかならざるもの多し。夫より世をふるに從ひて。其の數も倍〻多く。足利家時代より德川家を經ては。其數更に增加せり。齋藤國子の包法の栞に依りて左に抄出す（圖は略す）。矟子尺の紐。矟子尺は。舊と聖武天皇の御物なりしが崩御の後に。奈良の東大寺正倉院といふ寶庫に納められしものなり。此の尺度は茜色。緣色の二つありて。長さ曲尺にて二寸强。之を三寸に分ち一端に穴を穿ちて紐を付けたり。其紐の長さは凡そ一尺四寸程ありて。結樣は圖に示せるが如し。されば此矟子尺は御物に屬するものとす。」組紐。同し御物にして。長さ七寸餘。其間に結目十五個あり。」刀子の紐。同し御物にして。刀子の鞘の小環につけ。腰に佩ぶる樣に紐を付したり。此刀子には。小刀一本。或は錐。其他を合せて。二本。三本又は五六本を鞘に納めたるものなり。これらを二合刀子。三合刀子。五合刀子など古く稱す。此紐の長さ凡そ一尺もありて。結樣圖に示せるが如し。」太刀頭の紐。同し御物にして。太刀頭に付けし紐の結方なり。長さ凡そ四五寸ばかり。即ち露結なり。」魚符の紐。同し御物にして。これ亦。色矟子を以て作れる。魚形に付けし紐なり。長さ凡そ九寸程もあり。この物は。支那に魚袋といふ一種のさげものありて。式禮に用ゐる。其種類なり。」鑑の紐。同し御物にして。海馬葡萄模樣の御鑑に結びし紐なり。長さ凡そ一尺もあり。此他に同し結方にて。第二の結目一と筋づゝ結びて二つあるもあり。又二本とも紐の長さ同じきもあり。又第一の結目のみにして。紐を長く垂れたるもあり。後世のものは叶結。總角結などを用ゐたる最も多し。」日蔭蔓組。二條の白絲にて。總角と蜷結とを結び。冠の角巾に八筋或は十二筋つゝ纒ひ垂るゝなり。日蔭とはもと假字にて神代にこのかつらを引かけて。頭にかざりしに本づき。後世日蔭の字によりて。日の影を覆ふために垂るゝより名づけたりなどいふ事となりぬ。されば神祀を始て朝儀大禮の時にこの事をなして。女蘿などを用ゐたりしを。中古以來は白絲に替ふることゝなれり。」掛角組。邪氣を拂はんか爲に。犀角を綱袋に入れて室内に掛けおくなり。古は此角を削りて藥用とせしが。後には掛角を以て室内裝飾の用に供したり。圖に示せる前のは。正倉院に藏せらるゝ御物にして。後のは後世のものなり。」掛鏡組。總角結の下にある輪は。鏡の紐の穴に通り。上の二つの輪にて鏡掛にかくるなり。」檜扇組。檜扇の親骨の上の方に結び垂るゝ總組なり。」長さ凡そ三尺五寸餘。各條其色を異にす。曰く綠。赤。白。紫。紅などゝ補色の六條を用ゐる。又刃子は主に蜷結と蜷結との間を總角になし。其總角の輪と輪とを以て。六條を連續するなり。」茱萸袋結。茱萸及び菊の剪綵花を挿し入るゝ。錦或は綾。又は羅の袋を結ぶ紐なり。之れは重九に用ゐるものなり。」鷄首結。鷄に山緒をかくるとき。又は腰の綱を轅につくるときに。此結方を用ゐるなり。」男結。雞などを結ふときに用ゐるなり。これは水干。直垂等の袖下に垂るゝ露にも用ゐるなり。女結。男結と左右異る所あるのみ。結樣同し。」五行結。表に三つ。裏に二つ。結目あるを以て。木。火。土。金。水に配して。五行結と云ふ。機糸などを結ぶも。此結方を用ゐる。故に又機結とも云ふ。」叶結。結目の表は口。裏は十の字なる故に。叶結と云ふ。鎧の紐。其他文字の意を取りて。日出度事は勿論。種々の物に此結を用ゐる殊に多し。」露結。直垂。狩衣。水干。長絹などの。袖括の下に垂るゝ緒の結方なり。即ち男結に同じ。」鮑結。一に淡路と云ひ。又は二葉の葵に似たるを以て。葵結とも稱ふ。然れども古書には見えず。水引の結方。其他文筥の結方等に多く用ゐらる。」總角結。鎧の後。又は御簾などに付くるなり。又旗竿にも付くることあり。其他振振。釣香爐。掛角。掛鏡等種々の物の飾として。多く用ゐらるゝ結方なり。」相生結。相對生するの意にて。目出度結なり。水引などにも用ゐらる。」蜻蛉結眞。主に旗竿のせみ口に付る結なり。」蜻蛉結草。此結も亦旗竿につくるなり。唯た結び方眞に比して。簡略なるのみ。」蜻蛉結別法。眞草の蜻蛉に比して。少々變りたる結方なり。」片結。一名思結と云ふ。片々の紐にて結ふを以てなり。」鳥首結。鷹の餌袋に付る結なり。」兎頭。これ亦鷹の餌袋に付くる結なり。一方には鳥の首を付くれば。一方には兎頭を付くるは例なり。」掛帶。總角に似たれども。紐の結びかた異なり。」掛帶別法。一に思結。又單に。掛結とも云ふ。」寶珠結。貴人の鞭に用ゐるの說あり。一に思結とも云ふ。寶珠と名づくるは。其結べる形の。寶珠に似たるを以てなり。」四手結。袋の長緒等に之を用ゐるなり。」𦄂纈。一に菊とぢと云ふ。直垂等の縫目に綴ぢ付くるなり。もの字結と云ふは即ちこれなり。」蜷結。蜷と云ふ貝の形に似たるを以て。此結をみな結と云ふ。此結びは泔坏の蓋。又は御厨子棚などの打敷を綴ぢ付くるに。鮑結とかはるゝに用ゐるなり。又檜扇の紐。日蔭蔓の組等。其他用ゐる所少なからず。」六葉結。襷。筵等に付くる結なり。即ち葵結を六つつゞけて結びたるなり。」笙袋紐。笙を入るゝ袋に付けし結組にして。總角を二つ結びて。一つの總角の輪を蜻蛉頭となし。他の總角の輪に引掛け留むるなり。」琴袋組。琴を入るゝ袋の口を留むる結組にして。蝶結二つを拵へ。一つの蝶の頭の輪を蜻蛉頭とし。他の蝶の頭の輪に引掛け留むるなり。」蜻蛉頭。琴。琵琶。笛。篳篥。笙等の袋の留結として。總角

又は蝶結等の上の輪に。蜻蛉頭を結びて。他の一方の輪に引掛け留むるなり。其他袍。狩衣。合羽。比布等の裝束には。右の肩先に蜻蛉頭を付けて。上より來る緖に引かけ留むるなり。此蜻蛉頭を結ぶには。緖の端を引通して段々少さく引締め。中を押し窪めて。紙を丸るめ心に入るゝなり。紙は兼て打紐と同色に染め置くこと必要なり。こはいと古き形にして。正倉院に存れる袍のかけひも表裏とも。皆この結び方なり。」吾妻結。几帳等に付くる結なり。」木瓜結。しりがいの辻に用ゐる。其他にも用ゐることあり。」几帳結。此結几帳につくる故に云ふ。」能面袋紐。能面を入るゝ袋の口を留むる結紐なり。」鞭結。さきの寶珠結と似て。少しく簡略なるを以て。草の寶珠結とも稱ふ。平人の鞭に用ゐるの說あり。」馬首綱結。馬の首綱を結ぶが故に名づく。」泔坏臺及御厨子棚紐結。泔坏の臺。或は御厨子棚板の面を。錦。金襴等にて張り。これを地板に綴ぢ付くるとき。蜷結と鮑結と。交々並べて結び綴づるなり。」襖引手結。襖の引手につくる故に云ふ。」蝶結。蝶の形に似ざれども。古來これを蝶結と云ふ。」機結。機糸などの切れたるを結ぶに。此の結方を用ゐる故に。機結と云ふ。」緖締。諸の緖締に用ゐらるゝ結方なり。結様種々あり。圖に就て見る可し。」根付結。緖を結びて引締め。根付に用ゐるなり。」嚔結。小兒生れて七夜の間の。嚔の數を取りて結ぶなり。」袋口紐結。袋口を締める緖の結方なり。其結様種々ありて。其結形によりて名を付けたることは。例へば梅花に似たるを梅結。櫻花に似たるを櫻結と云ふが如し。今二十五種の結方を圖解しあれば。圖によりて了知せらる可し。」文筥紐結。玉章を入るゝ筥を封ずべき紐の結方なり。これ亦結形によりて。種々に名を付たるも。袋の口結びに同じ。」五節句文筥紐結。文筥の紐を。時節の花の形に結ぶなり。例へば三月は櫻。九月には菊を結ぶが如し。」袋入文筥紐結。文筥を袋に納れ。其袋の紐にて封を結ぶなり。」掛物卷物紐結。一。幅物の結方。二。幅。三。幅の結方を示せり。又卷物にも結方あれば。圖を見て知る可し。」行器紐結。行器は餅。赤飯。饅頭の類。凡てこれらの食物を入るゝ物なれば。必ず紐の結目に封をして人に送る可し。」貝桶紐結。貝桶は貝を入るゝ桶にして。婚禮第一の物品に用ゐる故實あり。又おひ貝桶とて。常に用ゐる貝桶あり。古の本式の貝桶は六角にして。四所にかつらを入れ。紙にてはり。金銀にてだみ。松竹。鶴龜又は源氏繪などを書き。臺も足もなきあり。或は八角にして臺に足の付きたる貝桶もありて。一様ならずと雖も。凡て其緖の結方は。諸輪か。三つ組か。蜻蛉等に結ぶなり。諸わなに結ぶは。主に婚禮の時に用ゐ。常の貝桶も亦諸輪に結ふ。本式のも同し。八角の貝桶は。紐一筋にて底の方にて十文字にかくる。故に一方にはわなあり。此貝桶世に多し。此紐の結方は。主にうろこか。蜻蛉に結ぶなり。」手筥紐結。手筥の紐は。一筋のもあり。又二筋のもあり。二筋のは後世のものなり。一筋の紐は。兩方の環に通して一結びし。其れより結方二筋のものに等し。二筋のは圖に就て見る可し。さて此結ひを封結と云ふは。卷きたる緖の數をいくつと覺えおく故に。他人若しほどきて結び直せば。數違ふからに封をなしたると同じ。故に封結とは云ふなり。」箱紐結。器物其他帖冊等を入るゝ箱にして。一筋の緖にて箱の底に十文字をかけ。蓋の上にて結ぶなり。普通の箱には此結多し。圖に付きて知る可し。」刀類及守袋紐結。刀。脇差の降緖。其他太刀。守刀の袋。守袋の刀の紐の結方等。其の塲合によりて種々あれば。圖に就きて會得すべし。」空穗紐結。空穗は矢を入るゝ筒なり。通常は圖に示せる如く。紐を結び置くなり。」挾箱紐結。挾箱は道中衣服を入るゝ箱なり。此もの古はなし。衣服は袋に入れて供のものに持せしなり。其の袋は上ざし袋と云ふ。此袋廢れて挾竹となれり。竹を割りて衣服を挾みしなり。されは衣服損じ易き故に。其後挾竹の代りに箱を用ゐることゝなれり。これ即ち挾箱なり。結様は圖を見て知る可し。」素襖紐結。足利の頃より始まれり。古は直垂を以て庶人の常服とせしが。足利に至りて。直垂の紋の付所。腰紐。菊綴。胸紐等を變じて。素襖と名づけ。直垂よりも下品の服と定めたり。裁縫に至りては直垂と別に變はる所なし。圖に示せしは其胸紐の結方なり。」直垂紐結。直垂は。本は地下人。無位官の者の服にして。堂上人などの着る可きものにあらず。足利義滿將軍の比より。堂上人も着することゝなれり。但袖括りの緖あり。これにて地下人の直垂と分てり。本は武家の直垂にも袖くゝりあれども。後には袖括なくして露ばかりあり。圖に示せしは胸紐の結方なり。」水干紐結。平人の服にして。幼年の人も着するなり。流鏑馬の時の着様。其外塲合により着様も種々ありて。緖の取方も異なれども。結方に於ては異なる所なし。

ムチ　鞭

は。馬を驅るの具なり。往古鞭の製に藤卷の鞭。熊柳の鞭など見えしが。近代多くは竹根の節密なるものを用ふ。今左に馬鞭の故實等を示すへし。和訓栞云。むち。倭名抄に鞭をよめり。身打の義なるべし。又むとうと音通へり。初學記に。古へ鞭をもて人を打。又馬を驅よて革に從ふ。後竹をもて代ふ。よて箠策の字ありといへり。靈異記に鞾をよめり。宮方は正平皮の裝束。武家方は八幡黒なとのみ見ゆ。」ふしを皆おろしたるを。むふしのむちといひ。ふしながらゐりたるを。うづみむちといふといへり。凡官人の鞭は蒔繪あり。束帶の時是を執。但し大かたは

舍人をして懐中に挟しむ。」新井君美の軍器考に。馬に駕する事あらんには。鞭ある事も其來る事久しからまし。國史に見えし所は。新羅王神功皇后の御船の前に降り來つゝ。今より後乾坤と長くしたがひ。飼部となりて船の柂をほさず。春秋に馬抓馬鞭を献り。又た海の遠をいたつがはしとせで。年ごとに男女の調貢らむと申せしや。始めなるへき。和鞍に乘る時は蒔繪鞭を用ひ。平文鞍の時なを蒔繪を用ふるも。難なき歟。雜人は藤卷の鞭を用ふ。馬を馳するが故歟などいふ事あり(飾抄)。武士の用ふる所は。すなはち藤卷鞭にてある也。木は熊柳といふ物を用ひて。長さは二尺七寸五分なるを本とす。これ曲尺の定にもあらず。竹尺の定にもあらず。我手の寸を用るよしといひ傳へたり(竹尺といふ物。下學集に鷹秤の字を用ひて。其義注をしたり。もつとも僻事にてある也。これは裁縫尺といふ物にてこそあれ。倭名抄にも裁縫具の尺の下に。辨色立成を引て。尺は竹量也。太加波可利とよむよし注せり。又工匠具の曲尺も。辨色立成を引て麻可利加禰とよみたり)。庭乘にもち又はうつぼにさし。犬射る時狩する時なと用ふる式。各其故實ある歟。たゞしいつれも取柄はあるべし。取柄せぬは略儀也とぞ。古は鞭の緒取柄の革と同革を用ひたりき。竹根鞭も其たけ藤卷鞭に同し。節の數を半にきるべし。さきをば節の間よりきる。五分三分のよりのきはくろしからず。足利殿の比紫竹鞭はたゞ人は用ひず。此物は御所の御物なるか故也。又馬の具をば無知といひ。鷹の具をば不知といふべしなど世にはいひぬれど。倭名抄を見るに。鷹犬の具にかゝる物は見えず。古には鷹なぶりといひしもの(口飼ひき緒をすらする鷹なぶり。腰にさしては鞭かとそみる。などよみたり)。今もなぶりぶちなどいふ物を鷹の不知とはいふめり。倭名抄に鞭無知とよむ。俗には無遲といふよし見えたるは。ふたつの無の字。一つはうつしあやまれるなるべし。源三位賴政藤鞭桐火桶賴政などいふ事をよめる歌に「宇治川の瀬々のふぢぶちおちたぎつ。ひをけさいかによりまさるらん」。と見えたれば。此物無遲といふは俗諺にや。さらば倭名抄の無知の無の字不の字にや作らまし。不知といひ無知といふ。邪俗の二つはあれと。共に馬鞭の事にてはある也。かれこれを通じ考るに。古の鷹の具に不知といふ物はなかりし也。」貞丈雜記に。鞭の故實を擧けて云く。馬に鞭打事は犬追物には後を打。只の時は後を打は見にくきこと也。左のひら首を可打。又馬のまはりかぬるに弓手。馬手の後を打也。からすかしらの邊を打事もありと。竹馬記に(土岐伊豆守利綱の家記也。この書は永正八年書也)見えたり。凡馬術の古書に鞭の打所あまたあれども。今世の人は打所をそらに覺えず。わすれたる歟。かけ足を乘る時うしろを打斗なり。馬の乘入樣其主意もわざも古今大に違たり。今の乘入樣は細長き馬場にて馬の足なみそろひ。馬上の人の身形美く調ひ。くせ馬もくせなきが如くみゆる樣にして人の見物を專にして。下直なる馬を買て乘入て。高直に賣らんとおもふが今世の馬乘の主意也。且馬の足なみは地道。乘り。かけの三品より外はなし。細長き馬場にて右の三品許り乘り入るゆゑ。馬はそれのみ覺えて外の事を知らぬゆゑ。左右へ折返し折返し乘廻り。俄に足をつかひかゆる事に馴さるゆゑ。馬上にて兵具を持ち振廻し。敵を左右前後へ追ひつかへしつする戰場のはたらき。幷に犬追物の時犬のにぐるに從ひ追かけ。又撿見に弊をかけられて俄に馬を乘すへ留る事はならぬ也。是馬の歩み馴ざるが故也。古の乘入樣は相廣の馬場(たてよこ同し廣さにする也)にて。馬の足をさま〳〵に乘入る也。古の足なみはけみち(今地道と云ふ)。はしり(今のりと云)。はやばしり(今かけと云)。だく〳〵(そだく足と云。今は名のみ有て乘る人なし。たま〳〵あやまちてだくに出る事あり)。かのこあし(たくより乘入なり)。俄に足なみを乘かゆる事あり。手綱を離して馬上にて兵具をつかひ弓を射。左右前後へ乘廻し〳〵。敵を追つまくりつする事を專として。戰場の用に立べき事を主意とする也。されば常に犬追物をして馬に足つかひを覺へ習はしける也。馬を賣べき爲にせず。足なみ馬上の身形を人の見物にする事を主意とせず。今世の乘方戰場の用に立がたきゆゑ。近年軍馬といふ事をし出して。馬上にて兵具をつかふまねをすれども。甚しどけなき事にて戰場の用に立べしとも見えず。元來武士の馬のりは戰場に用んが爲なれば。別に軍馬と云ふ事はあるまじき事なり。然るに別に軍馬といふ事をこしらへ出したるはおかしき事也。古の乘方の書にある乘方の繪圖を見て。挾く細長き馬場にては古の如くの乘入はならぬ事を考へ知るべし。又た馬にまへをとらするとて。足の筋を切るも有り。左樣の病足のかたわ物になりて足のふみつく馬は戰場の用にたゝず。まへを取るなどを好むは人の爲の見物と。賢事を專にする故也。うくづかしの事。乘馬方の事に云。うくづかし。だく〳〵の事也云々。だく〳〵。今世だく足と云に同し。按にうくとは乘尻の浮く也。つかとはつく也。尻にて鞍をつく也。しとはあしと云を畧してしと云也。尻うきて鞍玉をつきかくる足と云ふ事也。足は馬の足也歩みやうを云也。」馬の鞭をむちと云。鷹の鞭をはぶちと云也。射手方聞書に。ぶちぶちと云事あり。其外古書に馬のぶちと云事いくらもあり。鷹の鞭といふ詞は本はなき事也。鞭に似たる物なる故。ふちといひならはせども。本名は鷹なぶりといふ也。馬の鞭

はうつ物なる故ぶちと云。ぶちとはうちと云事也。ぶちと云をむちとも云たる也。鷹の鞭は鷹を打つ物にあらず。鷹の羽なみをかいつくろふ物也。されば鷹なぶりと云事本也。」鞭に作る木。熊柳也。一名礒柳とも云。紀伊國又た土佐國などにあり。まさきのかつらの如く長く。外の木にからみつく物也。しなひて折るゝ事なき故むちにする也。土佐にては一名くまふちとも云也。又かつゝるとも云。勝葛とかく。當用抄に見たり。かつゝるの名。小笠原の書に勝つるといふ故。むちに用ると云へり。非也。鞭に用る木なるゆゑ私にかつゝるといふなるべし。」くま柄の鞭こしらへやう。皮を削り去りて。鮫の皮にて磨き。扨とくさにて磨く也。扨漆にてぬり。せしめうるしにてぬりからして。其上に蠟色うるしを一へんかけべし。とつかは相應なるふとさの竹筒を六寸に切て皮を去り。上下を削りのめし。內に麥うるしを付け。むちの本にも麥うるしを付て竹の筒にさしこみてからし置くべし。かれて後うてぬきの穴をあけべし。筒の上は黒皮（或は紫皮）にてぬひ包むべし（むちの下地に布をきせ。又は麻苧を卷うるし地などをするはわろし。如此すればむちの外かたくこはくなるゆゑおれやすし。鞭のうてぬき革とつかに同し）。竹の根鞭紫竹の鞭差別事。弓馬聞書云。竹の根のむちは紫竹の根也。紫竹とはむらさき竹と書故。紫は五色の外の色なるに依て。平人はゆめ〳〵不可用也。公方樣吉良殿など御用也云々。元來紫竹は和物也。色もむらさきいろ也。此根をむちに作るを紫竹のむちと云也。淡竹はむちになる物にあらず。竹の根むちは眞竹の根也。本草綱目卷三十七竹時珍曰。根下之枝一爲雄二爲雌者生笋。其根鞭喜行東南云々。此竹俗に云眞竹也。此眞竹の根をむちにする故竹の根むちと云也。今用る竹根鞭は近江國粟太郡草津より出る。本は美濃國より出るを。草津にてむちにこしらゆる也。唐土にては据木（倭名ツヱノキ）。此木を以て馬鞭を作ると云（本草綱目爾雅に見ゆ）。据木一名靈壽木とも云也。又云紫竹のむちは常の竹の根むちを。煤氣にて能色を付。屋の上の古竹のごとくこしらゆる品を紫竹のむちと云て。公方樣。吉良殿許御用ひありし事にて有りしなるべきや可考。」馬屋の鞭と云は馬屋に懸おくむち也。馬をおとす爲也。風呂記に云。馬屋の鞭の事。太竹の根を三尺六寸可切。節を半なるべし。緒をばふすべ皮にて入て鞭むすびをして。とんぼうにはかへさずして一寸計に可切。鞭にとんぼうをば不入。鞭のかけ所はあいの板のむかふの柱にかけべき也。鞭を見て自ら馬のしづまる也云々。」鞭はふときは馬のほれを痛めて惡し。少細きはしなひて肉計をいためて骨までつよくいためず。むち打樣はむちを上げて少持つやうにして虹形に打べし。

と古書にあり。口傳もふり上げたるいきおひをそのまゝにうてばあたりつよく。骨をいたむる故。少しいきおひをぬきてあたりをやわらかにすべきための口傳也。ばくろうのうつごとくいかりて力まかせにうてばほれをいたむる故わろし。むちうつ本意は馬をおびやかすまでの事也。痛るにはあらす。」【鞭差の事】平治物語（義朝敗北の條）に云。義朝かへり見給ひて。あはれ源氏はむちさしまでもおろか成者はなき物かな云々。鞭は廐の舍人さす也。供立日記に云。式々の騎馬の時は鞭三筋用候。一筋はうつぼの內へ入候。今一筋はうつぼの上にさす。一筋は廐者さすべし云々。又公家にても舍人鞭をさす也。桃花蘂葉に云（一條兼良公の御作なり）。鞭舍人指二懷中一（すぢかへて指之）。狩衣の右腋より取る所を出す也。或は右手に持レ之或指二頭紙一（實房説）。主人束帶の時自持レ鞭事稀事也云々。」公方樣も鞭をさし給ふ也。風呂記に云。鞭をば公方樣も被指候也。近代には法住院殿樣（義澄公）。高雄へ御成。又鞍馬へ御成の時。肩衣御袴にて被指也。又惠林院殿樣（義植公）。紫野へ雪の朝の御成にも被指候也云々。」鞭の故實使用等の事。以上いふ所のことし。今又馬車などにて使ふ鞭は。其製自ら異なり。人のよく知る所なればいはず。

ムツ　**陸奥**國は。東山道の北端にして。古へは此の地方の總名にして。日本の陸の奥なれば。ミチノクといふ。維新の際。此國を磐城。岩代。陸前。陸中。陸奥の五國となし。陸奥なる名稱は。單に此の區域の地を指すことゝなれり。廣袤東西凡そ三十九里。南北凡そ四十里。南は羽後。陸中に界し。西北東の三面は。皆海に臨む。二戸。三戸。北。津輕の四郡あり。津輕郡は國の西部にして。東南は陸中の鹿角郡を夾み。八甲田山高く聳えて。地勢を限れり。郡の西南は羽後に接し。群峰屏列す。其中矢立峠を最高峻なりとす。山麗を碇關と云ふ。此地に溫泉あり。又西より北海に沿ひて。鰺澤。十三潟等の港灣あり。鰺澤特に泊舟に便なり。其最北の岬を。龍飛崎と云ふ。渡島の白神崎と海峽を夾み。其幅極めて狹し。是を中潮と稱す。潮流急駛にして。舟行甚危し。岬の東に三廐港あり。北海道に航すべき要津たり。此間の海岸を總稱して。外濱と云ふ。岩城山は世に津輕富士と稱す。郡中の高山にして。泊嶽に連る。其山北の地は。概平坦にして。田野遠く闢けたり。岩城川は源を泊嶽より發し。岩城山の溪澗を併せて西北に赴き。十三潟に注ぐ。石川。平川は共に陸中。羽後の境より發し。北流して。岩城川に入る。弘前は郡の中央にある小都會なり。北郡は東北に突出せる半島にして。中央は山岳重疊。硫氣充滿し。草木生ぜず。これを燒山と稱す。其最高きものを恐山と名く。大間岳其北に峙ち。海を隔てゝ渡島の箱館と相對

す。其の麓に大間港あり。海岸西に環り。津輕郡の外濱と相對し。海水深く陸地に灣入して。一の内海をなす。九艘泊及安度等は内海の北岸にありて。泊舟の地たり。青森。野邊地の兩港は。内海の南岸にありて。海泊常に輻湊す。青森は津輕郡に屬し。野邊地は北郡に屬す。夏泊崎中間に突出して。八甲田山其上に聳え。兩港の中間を限れり。尻屋崎（一に藤石崎と云ふ）は。北郡の東端にして。大洋に斗出す。此より南の海岸は。皆大洋を受く。斷岸危險にして。潮勢常に急なり。二戶。三戶の二郡。及北郡は多く緖山荒野にして。三本木野。木崎野最曠濶なり。其西境は陸中鹿角郡に群山屛列し。其の中極めて高きものを。十和田山。來滿山とす。南境は一帶の山脈相連り。陸中の境を限る。中央に中山あり。海岸に種市山あり。郡中の水。皆西境より出でゝ東洋に入る。十和田山上に湖水あり。溢れて根口瀑布となる。其の下流を七戶川と云ふ。南流して百石村に至り。海に入る。馬淵川は源を來滿山。及四角岳より發し。北流して。白鳥。猫淵等の諸川を併せ。更に東に赴き。八戶港に注ぐ。八戶は海濱の小都會なり。文治五年。源賴朝。藤原泰衡を誅す。其將南部光行。從ふて功あり。乃奥州糠部の五郡を賜ふ（五郡は糠部即今の三戶。津輕。陸中の岩手。閉伊。鹿角是なり）。建久三年。光行初て三戶郡に入り。三戶に城き。子孫世々之に居る。光行十二世の孫守行。應永中足利持氏に從て功あり。陸奥國司に補す。時に北畠顯家の裔。津輕郡浪岡に據り。浪岡氏と稱す。天文の初。南部安信其地を取らんと欲し。弟高信をして之を伐たしめ。高信を津輕の守護とし。石川城に居らしむ。天正中南部信直。其弟政信を津輕の郡代と爲し。浪岡城に置き。津輕爲信。大光寺左衞門二人をして之か補佐とす。二人相爭ひ。大光寺羽州に走る。天正十七年。政信暴死し。信直南右兵衞をして。政信に代らしむ。十八年。津輕爲信浪岡城を攻めて南右兵衞を走らし。遂に津輕の地を有して。弘前に城き之に居り。潜に欵を豐臣秀吉に送る。是より始て守牧に列し。子孫世々弘前に治す。十九年。南部の支族九戶政實。福岡城に據り叛す。南部信直之を伐て克たず。秀吉秀次を遣て之を平け。信直を福岡城に移す。慶長二年。信直城を盛岡（陸中南岩手郡）に築き之に徙居す。明治紀元。田名部に松平容保の子容大を封し。斗南藩と稱す。右弘前。八戶。斗南の外。明治維新の時。黑石に津輕式部大輔あり。四年七月。皆改めて縣とし。九月更に合併して弘前縣を置き。陸中の七戶。蝦夷の館を兼管せしめ。尋て改て青森と稱し。縣廳を青森に定む。物産の重もなる者。鑛物は銀。鉛。花崗石。硫黃。植物は米。大豆。薯蕷。藍。烟草。百合。狗脊。杉。檜。昆布。鹿角菜。動物は牛。馬。鮭。鯉。鮒。鱒。海扇貝。製造物は綿絲。紬。縮緬。漆塗

眞如堂棟上式の圖

漆器。漆。晒蠟。竹細工。製造食物は山慈姑。粉豚。乾鰒等なり。

ムツキ　襁褓。　和漢三才圖會云。襁褓貧レ見衣。織レ縷爲レ之。廣八寸長二尺。以約二小兒於背一者。今用二小巾一當二兒腰尻一。以受二不淨一者呼爲二襁褓一。凡兒出生時自二外祖母一贈二襁褓十二枚一（有レ閏歳十三枚）。是俗風也。」和訓栞云。襁褓をむつきといふは。倭名抄紫式部日記に見えたり。新撰字鏡に褓をもつきとよめり。纏綿の衣の意なるべし。又凡そ胎妊六月めに及べば。あらかじめ襁褓を製して分娩をまちうくるよりいへるなり。諺に生まれぬさきのむつき定めといふ是也。」詞花集に。むつきついたち子うみたる人に。むつきつかはすとてよめる「めつらしくけふたちそむる鶴の子は。千代のむつきをかさぬへき哉」。又閑窓隨筆に。襁褓は小兒のふすまなり。我國式法のむつきは。ふとむの如くなるものゝ由なり。襁褓はむつきぬなり。かにとり小紋をつくるなり。今民間にも小兒のうぶきぬに。かにとり小紋を付くるは是ゆゑなり。かにとり小紋とは寶盡しの事也。」また貞丈雜記に。襁褓の二字むつきとよむなり。昔は小兒の衾の事也（衾はねる時上にかぶせる物也。ねだうく也）。元永二年。或秘記に云。五月二十八日皇子降誕（中略）。御襁褓二帖。平絹の御襁褓一帖を納む（各二幅長五尺入かたびら有）云々。是二幅のひろさに縫たるを云。今は小兒の大小便の用心に。小兒の腰より下を卷き置く物をむつきと云。下々の詞にしめしと云物也。誕生記に襁褓とあるは是もしめしの事也」と見えたり。

ムネアゲ　棟上。家屋新建するに。棟上の式を行ふことは古きこと也。又梅園日記云。梅窓筆記に棟上の時。大工の衣冠するも古き事也。玉海。承安二年二月三日（建春門院新御堂上棟）。上棟大工束帶。自取レ麻昇二屋上一とあり。按するに。又棟上に弓矢を用るも。ひさしきわざ也。竹林抄雜連歌上に「弓矢にあまたしろ事ぞある。宗砌」。「棟上に時日をとるははかせにて」と付たり。古畫には眞如堂緣起に出たり。又秉穗錄に文體明辨に。上梁文者工師上梁之致語也。世俗營二構宮室一。以擇レ吉上レ梁。親賓裹レ麪（今呼饅頭）雜二他物一稱レ慶。而因以犒二匠人一。於是匠人之長以レ麪抛レ梁。而誦二此文一以祝レ之と。棟上に餅をなぐる事今も同じとあり。又按ずるに。棟上餅をなぐる事。皇朝にてもふるくありしなり。時房公建内記云。正長二年七月十日。浮華院佛殿上棟也云々。今夜自二寺家一。送二餅已下祝著之物一。賞翫祝著了と見えたる は。餅は抛たふ殘りにや。又鹽尻に工匠の棟上するを見しに。墨指しを第一に置き。

今の棟上の圖

手斧を次に置き。終りに曲尺を置いて祝す。其故を問へば。是水の字なりと云し。是亦俗風なれとも。和漢家作りに水を用ひ侍る事。屋上に鴟尾（シャチホコ）を置き。内に天井をまふけ。或は藻を描き。龍を圖するも。みな水物を製して火災を厭わざなれば。工器にて水の字をつくる同意なり。

ムマ　馬。（ウマを見よ）

ムメ　梅。（ウメを見よ）

ムラ　村。（チヤウソムセイを見よ）

ムラサキ　紫色。古の紫は。下染に青色を用ひず。最初に緋色に染め。其の上に紫根汁を少しかけたれば。朱の色とまがひやすし。朱を奪ふといふも宜ならずや。今の紫は後世の事にて。彼土（漢土を云ふ）にては油紫といふ。此邦も古は茜根汁にて染めたるゆへに朱にまがひやすし。茜指紫とつゞけたるも。其色似たるを以てなり。元來紅。紫。紺。緅等の色は。間色にて聖人は命服とし給はざるに。隋唐の頃より和漢とも。高位貴官の命服となるも奇ならずや（中略）。此邦も推古帝十一年始行冠位（當隋文帝仁壽三年）たまふ。其大德小德は今の四位にて。紫冠の始なり。皇極帝紀に私授二紫冠於子入鹿一とあるは。階位を僭する事を譏れり。孝德帝三年に七色一十三階の冠制を定めたまふに深紫を第一とし。次に直緋（アケ）。次に紺とあるは漢土の制に倣ひたまふと見ゆ。二條裝束抄に。異朝には紫を朝服に用ひず。婦女の服に近きを以て褻服にもせずといふ。隋煬帝より一品紫。次緋。次は綠を用ふるよし見ゆといひ。野宮定基卿抄に。李唐之制以レ紫爲レ貴本朝衣服令專据二唐開元令一立制とある是なり。此色次第に行はるゝにより。弘仁元年九月二十五日壬戌制。大臣身帶二二位一者。聽レ著二中紫一。今宜三改著二深紫一。又諸王二位已下五位已上及諸臣二位三位者。依二令條一著二淺紫一。今改著二中紫一と。日本後紀に見へ。又延喜彈正式に見へたり。萬葉集に。紫の名高浦とつゞけ多くよみたるは。其色高貴なるを以てなり。花鳥餘情序にも。東琴を諸の器の上におき。紫を萬の色の外に貴と書き。枕草紙に。すべて紫なるは何もく〳〵めでたしと書き。和歌六帖に「紫はなべて位の色なれば。濃も薄も上著なりけり」。されど紫は婦人又は僧道などには似合はしき色なれど。朝廷命令を執り行ふ威儀の服には。甚柔弱にて聖人命服とし給はざるも宜なり。又僧の紫袍を著る事。漢土にては代宗實錄に。大曆三年僧惠崇內賜紫袈裟とあり。又祖庭事苑僧史略などには。則天の朝に僧法朗等大雲經を譯し。符命の言を陳ぶるに因りて紫迦沙龜袋を賜ふを始とすともいへり。此邦にて紫衣を賜はるは玄昉。道鏡に始まれり。此色の起りを考ふるに。和漢とも婦人御愛の色より流例となりて。高位權貴の服となるも奇ならずや。と茅窓漫錄に見えたり。色の流行の推移れるも繁きが中に。紫のみは現今も常不斷行はるゝ方にして。普通の服裝には優美なる色合として用ひらる。薄濃いづれかといへば濃き方多く行はれ。例せば近年。年若き婦人が羽織に紫紺を染めさせて着ると行はれ初めたるによりても推せらるべきか。

【紫草】一名鴉御草。一名茈戾とも云ふ。本草蘇恭云。紫草似二蘭香一。莖赤節青云々。時珍云。花紫根紫可以染衣。故名。これをゆかりの色といへるは。この草一もと生ひぬれば三尺ばかりの間は土の色紫になりて。そのほとりに生ふるは。他草悉く紫色をおびぬれば。古今集に「紫のひともとゆゑに武藏野の。草はみながらあはれとぞ見る」。と讀しも其ゆゑなり。伊勢物語に「むらさきの色こき時はめもはるに。野なる草木ぞわかれざりける」とあるは。みながら紫色をおびたるをいへるなり。さる故に紫をのみゆかりの色とはいふにやあらん。されば源氏にも。むさし野といへばかこたれぬとも。露分けわぶる草のゆかりなとも。いかなる草の緣なるらんとも作りたるは其故なり。世の人はさる事も辨へずしらずよみにけるみける（傍廂前編）。

ムラジ　連は。八色の尸の一なり。天武天皇十三年冬十月己卯朔詔曰。更改二諸氏之族姓一。作二八色之姓一。七曰連（日本書紀）とあり。古事記傳に。連は加婆禰（カバネ）にて。牟羅自（ムラジ）と訓（萬葉八中臣朝臣武良自（ムラジ）。續紀九。紀朝臣牟良自（ムラジ）など。人名にも見ゆ）。群（ムラ）主（ジ）の意か。主を自と云は宮主（ミヤジ）の如し。戶母（トジ）。主（アルジ）の自も。此なるべし。其群の中の主と云意なり。さて連字を書故は。さだかならず。禮記王制に。十國以爲レ連。連有レ帥云々。注に合二十國一爲二連比一。有レ帥以統レ之也とあり。是を取れるなりと谷川氏は云ひき。さも有へきか。群主の意。即かの連帥に似たり」といへるがごとし。

ムラニフヨウ　村費。そは今日に於ては。町村會の議決により。郡長の認可により。費用を支拂ふものなるも。古は一定の規程あり。德川禁令考に云く。寛保四年極。一。公儀並地頭え相納候役掛り。其外村入用。公事。出入之入用等之儀。可爲高割事。但入作百姓共に一同割合可申事。一。山方。野方。浦方或鹽濱等。無高。又は小高に而家數多場所者。家抱下人共。人別割に可申付事。但妻子は人別割に可除之事。一。山林野原之類。入會地を割取候節者。入作百姓共一同可爲高割事。一。祭禮入用。勸化。奉加等之儀は。申合可爲心次第事。一。前々割合極置。出入無之所者。可爲只今之通事。とあり。

ムロ　室。氷室。麴室。植木室などあり。室とは上古山腹を穿ちて。居を構へ

たるものをいへり。地室石窟等にして。即穴居なり。嬉遊笑覽に。むろは神代記に窨をよめるがもとにて。地室をいふ。古事記傳に。山の腹を横に掘て石窟の如く構へたるをいふ。地を下へほりたるにはあらすといへり。宮室を作るも其さまをうつしたれば。室をむろとはいひしなるべし。上つ代の家造は柱を地中に築立て。繩つなをもて結固めしものなり。書記顯宗紀室壽御辭に築立る稚室葛根。また大殿祭詞に此の敷坐大宮地底津盤根乃極美下津綱根云々。古に於底津石根宮柱布刀斯理立など云は。上代神宮も人の舍も伊勢神宮なとの製の如く。地を掘て柱を立る故に。この稱あり。今世にも賤が戸には是あり。掘立と云ふ。石すゑして柱を立るは後のをなり。右の下津石根など云は只深くほり立るを云なり。鹽尻にやんごとなき御所に內室作りといふあり。いかなる製にやといふ人あり。予云。これを匠家に聞侍る。內室とは天井なく屋裏のまゝに造る事とぞ。紫宸殿。清凉殿などもうちむろ作りなりとかや。凡諸寺の金堂なんども內室作りの法といへり。我熱田の神宮寺もこれなり。日本紀(二十四)。館堂をむろづみと訓せし。室字のみむろとよむにはかぎらざる歟と云り。事跡合考に坪曲尺の達人。正徳の頃予に語りて云ふ。龜戸の聖廟の御本殿は。垂木のかけやう一室作りと云造りやうなり。當世あのすみかね作法知りたる大工は。江戸中に一人もなし云々。誠にめでたく出來たる宮殿なりしが。延享三丙寅年二月隣家よりの類火に燼滅したるこそ。千歳の恨なるかなといへる。惜むべき事は火にかゝる物これのみならず。いづれかをしからぬもの有べき。此殿絶てはその製作も世になくなりぬるやうにおもへるは。これを記しゝ人はさらなり。坪曲尺の達人もわきまへなきをと見ゆ。且つ一室といふをはなし。是れ內室を訛りたるにこそ。猶おもふに內室は虛室の義にてうつむろと訓べし。和訓栞に館をよめるは室積の義。周禮に候館有積と見えたり。周防のむろづみも是なるべしといへり。東雅に南都にゆきて僧寺の室といふものを見しかど。上世に室といひしものゝ制とも見えず。もと是僧寺の製なるが故なるべしといへるは非なり。そは宮室になりての製なり。上世の遺跡は今も古き窨の殘りたるが。九州などにはありといへり。彼土蜘蛛といひしものなどの住たる處も有べしとかや。近くは鎌倉に殊に多く。これ又た上世の遺風なるべし。農民の物を入置處に掘たるも。多く又墓穴もあり。土俗是れをやぐらといふ。日本記に兵庫をやぐらとよめるは。箭をいるゝ處なればなり。是は其義にはあらず。谷倉の義なるべし。よりて塚穴をもなべて云ふ。實朝公の墓穴には岩に彫物ある故に。繪かきやぐらと云。又囚人を籠るにも用ひしとて。大塔の宮をはじめ景清。唐糸等が古跡あり。散木集連歌。堀河院御時。出納が腹立てへやのしうと云ものを御倉のしたにこむるを聞て。源中納言國信へやのうしろのみくらのしたにこもるなり云々。付よとせめ有ければ。おさめどのにはところなしとて。又古事談伶人助元を左近府の下倉に召籠られしたぐひにや。されとこは窨藏にはあらさるべし。又建保職人盡塗師の歌に。土むろしてもほされざりけり。今も漆ぬるに穴藏を用るをおなじ。但し麴作るなどにはむろといへども。塗師などは風呂とのみ云ふ。そは箱の內に水をそゝぎたるさま。風呂の湯氣のやうなるよりむろといふを。いつしか轉りて風呂とはいふにや(漢土に倉と云ものは窨なり。通鑑に隋の煬帝。置洛口倉於鞏東南原上城。周二十餘里穿三千窨云々。窨皆容八千石などいへり。こゝにて倉と云ものは書記玉垣宮の段。または十七年云々。五十瓊敷命。妹大中姫に我は老ぬれは神寶を掌ること能はず。今より汝これを主れとあるを。大中姫辭みて吾はたはやめなれは。いかで天の神庫に登らん。五十瓊敷命曰。ほぐらは高けれども我梯を造らは登りかて玉はんやと云ふ處に。故諺に曰。神之神庫隨樹梯之此其緣なりと云ふ事あり。又そのかみ高倉と云ふ人の名もあれは。倉は高きものと見ゆ)。因に云。江戸にて穴藏の始は。我衣。明暦二年丙申本町二丁目和泉屋九左衞門といふ吳服屋始むとなり。此者は福島家の浪人なりといへり。按るにこれ始めにあらず。穴藏石屋宗山。明暦火災記。此火事迄は穴藏と申す事人々存よりも無之。たゞ車長持をたのみにて諸道具を皆々燒失ひたり。又云。御天守臺石垣の內兩面にして高さ二間。石垣四方築內前々より穴藏ととなへ。御用の金銀納り有之と見え。又浮生か滑稽太平記に末吉道節があるとしの歲旦に「穴藏のみのとし祝ふ朝かな」。書中に道節江戸に下り。寛永十八年正月二十八日。桶町の火災に逢て歸京しける。當歲旦にとあれば。けに此歲辛巳の年也(されども此句ほどなく身の上となりて。承應三年に死といふ時は。其間十二年も間のあるを程なくとも云ふべからず。承應二年は癸巳の歲なれば。此年にこそ程なくとは云べけれ)。又塵滴問答(寶永三年撰)に。近年町屋の人居繁く空地すくなきにより。又は火を防くに堅固なりとて穴ぐらと云ふもの多く出來たりといへれは。明暦二年は始にはあられど。寶永の初迄もいまだすくなかりしと見ゆ」といへり。但し本條は宜しく上卷穴居の部を通はし見るへし。

ムロノキ　室の木。續昆陽漫錄に。三州にてめぼうと云ふ木(關東にてれずさしと云ふ。阿蘭陀にてはゼ子イブルと云ふ)。此木播州室に多くして室の木と

云ふ。按ずるに石の室殿あるにより地を室と名け。其地に多き木ゆへ室の木といふなるべし。これにてみれば。ひむろの木は。葉室の木にて。室にあらざるにより非室と云ふなるべしと見えたり。

ムロマチ　ジダイ　**室町時代**とは。足利氏十五代將軍たりし間。京都室町に館を置に依りて。其の時代の事を云へり。日本歷史問答に云く。足利尊氏は。北朝の元勳として征夷大將軍に任ぜられ。府を京都の室町に開けり。故に足利氏を稱して。或は室町氏と呼ぶものあり。當時國內頗る紛擾しければ。次子基氏をして鎌倉を鎭せしめ。東西相應して政を行ふことゝなしぬ。されど弟直義を始めとし。諸大名の內訌相繼ぎ。未た天下を統ぶることを得ずして死せり。其子義詮。後を承けて。征夷將軍となりしと雖も。義詮の在職中は。楠氏、北畠氏等の爲に屢ゝ京師を襲はれて。一日も安寧なること能はざりき。然れとも義詮の子。義滿は豪毅にして。よく諸大名を威服せしめしかば。室町幕府の基礎こゝに全く備はりたり。且南北兩朝和睦の事成りしにより戰亂また止みたり。室町幕府の政治は。鎌倉幕府の制に傚ひて。政所。問注所。侍所等を置き。其職員として評定衆。引付衆等を置き。畠山。細川。斯波の三家を以て。交ゝ管領たらしめ。別に執權職を置かず。而して以上諸職の下に。寺社奉行。恩賞奉行。證人奉行。唐船奉行等の三十六奉行ありて。事務を分掌するの制なりき。此外。別に鎌倉管領なるものあり。其職最も重くして。其勢殆と室町將軍に讓らず。されば。基氏以降に於ては。自ら鎌倉公方と稱し。其が執事なる上杉氏を以て。鎌倉管領と呼ぶに至りき。」當時の守護地頭は其職責鎌倉幕府の時と。異なる所なかりしも。守護は。各其土地人民を私有し。地頭は。大抵彼の家人を以て之に當てたり。諸大名威服し。南北また一に歸せしかば。義滿は漸く驕慢の心を生し。自ら請ひて太政大臣に昇り。出入の儀衞また上皇に擬し。公卿を見ること。已が家人を見るが如きの體度をなせり。義滿嘗て邸宅を室町に造り。多く花木を植えて結構美麗を盡せり。當時の人呼んて花御所と稱したりき。晩年將軍職を子義持に讓り。別莊を北山に築きて。これに住せり。今の金閣寺これなり。當時の土功皆諸大名に課してなさしめたる所なれば。當時の人民は皆な其の重税に苦しみきと云ふ。義政惰弱にして。將士を制するの材能なく。遂に應仁の大亂を惹き起こすに至りしも。其性奢侈を好みて。別業を東山に起し。柱壁に銀箔を施し。以て義滿の金閣寺に擬し。又東求堂を造りて。茗讌古器を翫び。悠々生を送り。世の喪亂を以て。毫も意に介せざるもの丶如くなりき。嘗て凶荒四方に起り。盜賊處々に出沒し。餓莩野に滿ちけるが。義政敢て意となさず。たゞ已が驕奢にのみ耽りければ。御花園天皇深く憂へさせられて御詩を賜はり。これを規箴せられたり。北條氏の末年より。文學漸く衰へ。足利氏に至りては殆と絕滅せんとする有樣にて。文筆に堪ふるものは僅かに五山の僧侶に過ぎざりき。此の他にありては足利學校。金澤文庫等ありたれども。微々として僅かに文學の脈絡を通したるに過きす。されば一般人民は如何にせしかを尋ぬるに。僧侶の私塾に於て。「齊しくこれを傳へたり。されば此頃より始めて學に就くを。坊入とは云ひたりとぞ。」文學は頗る衰へたれとも。金閣。銀閣等の建築あり。また世の奢侈に從ふて。其進步を促され。義政時代に於ては頗る發達し。繪畵には如拙。周元。明兆あり。また雪舟あり。光信あり。元信あり。皆有名なる畵工にして。今に至るまで多く其比を見ざる所となす。彫刻には明珍家の宗安頗る著はれ。刀劍の裝飾品には後藤祐乘最も名高かりき。陶工には祥端あり。明に往きて磁器を製するの法を學び。其技、妙處に至り。還りてこれを肥前唐津等の工人に傳ふ。蒔繪にも名匠多く出て。明國より來りて業を受けしものありき。また堆朱。堆黑などは。義政の時代より始まれりと云ふ。義政茶儀に耽りし爲め。此等の器具製造の術は。特に進步したりき。義政。意を國家に用ひず。日夕公卿を會して。遊樂を事とし。僧珠光等を親近して。頻りに茶會に耽り。殊に支那の古器。古畵を愛玩しければ。諸國の大小名は勿論。農夫。商人にいたるまで。風流を好み。奢侈を競ひ。通常の家屋にも。上流社會に於ては。唐破風を附し。檜皮を以て。其屋根を葺くことゝなれり。下民の屋根には。藁葺。萱葺。及びとりふきとて。板を列べて。其上に石或は木片を載せたるものありきと云ふ。是より先きに涅齒。畫眉の風尤も盛にして。白齒者は最も卑しき者と認められたり。又調理。配膳の法。大に備はり。禮文大に進みたりき。

北條長氏（早雲）。聰毅明決にして大志を懷き。財を散して豪傑と結び。以て天下を圖らんと欲す。先つ今川氏に客將として。茶々丸を襲殺し。尋きて北條に築き。伊豆を橫領し。又謀略を以て小田原を取り。相模を略す。其子氏綱も亦善く戰ひ。孫氏康も亦た英略あり。遂に古河なる足利氏。及鎌倉管領なる上杉氏を滅し。以て威を關東八州に振ふに至れり。足利氏十五代。義昭に至て亡ぶ。足利氏代々左の如し。

將軍	年號
尊氏	建武。曆應。康永。貞和。觀應。文和
義詮	延文。應和。貞治

義満　應安。永和。康曆。永德。至德。嘉慶。康應。明德（此三年南北朝一統す）
義持　應永
義量　正長
義教　永享
義勝　嘉吉
義政　文安。寶德。享德。康正。長祿。寬正。文正
義尙　應仁。文明。長享
義植　延德
義澄　明德。文龜
義植　永正
義晴　大永。享祿
義輝　天文。弘治
義榮 ┐
義昭 ┘永祿

尊氏より義昭に至て二百三十年なり。

ムロマチドノ　室町殿。室町將軍を云ふ。室町時代の條を見よ。

メ之部

メイカ　名家のと。官位訓に云。名家と稱するは日野殿。唐橋殿。柳原殿。烏丸殿。甘露寺殿。葉室殿。万里小路殿。勸修寺殿。中御門殿。淸閑寺殿。小川坊城殿。是十一家なり。是を名家と稱する事はおの〳〵皆儒門なり。文筆の德を顯はさんが爲に名家と申すなり。扨此十一家二流なり。日野家と申て。日野殿より別れしは。柳原殿。唐橋殿。烏丸殿。此四家を日野家と稱して。名家の一流にて。拾遺を以て初任とし給ふ。扨今一流は勸修寺家と申て。甘露寺殿。淸閑寺殿。小川坊城殿。中御門殿。万里小路殿。葉室殿。七家を勸修寺家と稱して。廷尉を以て始官とし給ふのよし。五位の時に禁色を着給ふ。是名家の御規摸と承り傳へぬ。

メイシム　迷信　の種類。日本に於て頗る多し。禁厭。祈禱。犬神。占ひ。飯繩遣ひ。夢等に對する迷信は。各條下に於て說明したるが。猶八濱督郎の著迷信之日本に記す所を左に抄出す。

【占に關する俗傳に云く】。（一）身體に關するもの。手を組む人は思ひ事が絶へない。首を傾くる人は心に憂ある兆である。指を組合せて膝に置く人は家内和合。又は縁談などの相談に來た徵である。首を振る女は淫亂で。騒々しい男は心の定まらない兆てある。」（二）禽獸に關するもの。鶏の聲を聞けば其の聞人の身に悦事がある。雁の聲を聞けば悦事が有るか。遠國から人の便を告げて來るかの兆である。雞が故なきに飛び去らば其家に災がある。雀が軒に居れば其の家に旅立する人かある。家の前で雞か蹴合を仕て居れば其の家に口論紛爭がある。猫が口で前足を甞めて。其の足を以て顔を撫でる折に。耳を越さしたらば。客來の兆である。鼠が夜な〳〵疊の間の塵埃を掻き上る時は悦事がある。鼠が人の衣服を噬めば。其の家に口舌がある。鼬が多く集まりて啼く時は。其の家に不祥の事がある。他人が馬に乘つて通るのを見れば。其の見る人に利が有る。病人の在る家の鼠が水壺などに陷るヿがあつたら。其家の病人は危ふけれども本腹する。鼠か梁を驅けて落るヿがあれば。家業の事に過失か損失が在る。他人の許に往く折から鼬路を横ぎつて走る時は先方の人が是非〳〵留守てある。」（三）人事に關するもの。人の歡聲を聞けば悦事。人の嘆聲を聞ば悲み事がある。人の許に相談に徃くに。先方の人が他行てあつたらば。二度往つて相談するも其の事は屹と不調である。人の許に談合に往く途中で醫者に逢つたらば。相談するが好い屹と人の助を得て成就するものである。で。耳が癢いのは吉事を聞くの兆で。嚔をするのは人に惡口されてゐるからで。掌の癢いのは金を拾ふの兆で。「さつくり」をするのは人に物を吝まれてゐるからである。」（四）器具に關するもの。人が鏡を見てゐるのを見れば。其の見た人か公事訴訟に利を得る。人が鏡を研いてゐるのを見れば。其の家内に物の革まるヿがある。丸く全き物を見れば諸願成就。缺けてゐる物を見れば望むヿが叶はない兆である。衣服を裁つを見れば物事破れ。後ち成就するの徵である。團扇か扇かを見れば。其の見たる人近き内に悦事あつて人に招かる。酒樽の損じたのを見れば。其の家内に樂み盡きて悲み生ずるの兆である。陶器を造るのを見れば。諸願成就すれども後ちに破れて調はない。」（五）灯火に關するもの。灯を消すに三度ふくも消えない時は。吉事ある兆であるから其儘に捨て置くが好い。強て消さば吉事も倶に消ゆる。灯に花を生じて一更に至るも消えない時には。近日の内に悦事がある兆である。灯に花を生じて曉天に到るも消えない時には。五日の内に悦事がある。灯に花を開きて東に向へば貴人から書を得る。灯に花を生じて東に向ふを五日續けば。其の家の主人官位に

進む。町人ならば大に利潤を得ることがある。灯を三べん吹いて消へず却て花を結べば。近き内に悦事がある。倘ほ花久く有て消へざれば大吉事がある。灯花が豆の如く四面に花なければ酒食の饗應に逢ふ。家内に孕女があれば貴い子を産む。灯花が上に向て丸く太くなる時は。明日客來の兆である。灯花が自然に消へるのは不幸の兆である。灯光か短く暗くして光なきは憂事。灯光が音を發して火勢止まざる時は口舌のある徵である。灯に花を生じて爆く時は百事。悦を主るとも謂つて居る。

【季に關する俗傳】〇正月。元朝丑の刻前に赤豆七粒と椒酒一合とを飮めば。年中何時でも無病息災。同寅の刻限に屠蘇を飮めば年中の邪氣に觸れない。同寅の時刻に自分の小便で腋臭を洗へば治するとの俗傳があれば。同月七日に小豆を男は七粒。女は十四粒飮めば一生無病。同日に湯を浴れば殃を脫れ。十日の戌の刻に浴すれば齒が堅くなるとの俗傳もある。〇二月。二日枇杷を湯に入れて浴すれば老ても皺が寄らない。當月上の丙の日に髮を洗へば萬病か癒るとの俗傳があれば。當月九日の庚寅の日には魚類に毒氣があるから。魚肉を斷つが好いとの俗傳もある。〇三月。六日の暮方と七日の申の刻と十七日とに浴すれば殃を脫れ。其上に財を得るとの俗傳があれば。十八日に鹹味の物を食して。腎氣を增し齒を堅くする法もある。〇四月。四日の晩景に浴すれば訟事を脫れ。七日に浴すれば富家となる。人間の神氣を害せない爲に當月は雉子と鰻と雞と韮とを食せないが好い。〇五月。五日に薬物を喰へば病に罹る。萍草を陰乾にして煙せば蚊を去る。倘ほ當月の五の日と六の日と七の日とは九毒の日であるから。房事を愼まなければならない。若し犯す者があれば。三年を俟たずして。生命が危ないと謂ふことである。〇六月。朔日に浴すれば疾病災難を脫れ。六日ゆあみすれば家業を失ひ。十九日に白髮を拔けば久しく生へない。〇七月。七日菖蒲を把て酒で方三寸匕服すれば年中酒に醉はない。十七日に枇杷湯を浴すれば延命長壽。二十三日に浴すれば白髮にならないと俗傳である。〇八月。三日と七日と晦日とに浴すれば災難を脫れ。聰明になるとやら。天から幸福を稟くるとやら謂てゐる。で。此月は薑と鷄肉と雉肉と玉子と芹と生薑と生蜜とを喰ふてはならない。若し犯す者があれば精氣を破つて病氣となる。〇九月。九日に菊の花で酒を醸れば頭痛を絕ち。枇杷を酒で呑めば白髮にならない。此月に薑を食せば盲に。瓜を喰へば胃病に爲る。〇十月。朔日に枇杷湯を浴れば病を絕ち。十四日に浴湯すれば長壽となる。倘ほ此の月は猪肉と葱と芋とを喰ふてはならない。〇十一月。此の月は生菜と蝦。鼈の様な甲のある物を喰ふて不可ない。〇十二月。朔日と二日と十三日と十五日とに浴すれば災を去る。二十四日は虛耗を照らすと謂つて。燈明を献げて家内を照らすの日で。三十日の夜に竈所に燈明と赤紙の神酒とを献げて疱瘡の神を祭れば。其家の小供きはめて疱瘡輕しとの俗傳がある。

【人相に關する俗傳】〇頭。皮厚く中高の頭は富貴長命の兆で。項おち込み皮薄きは貧賤短命の相である。頂の中高に光あるは貴人の相で。頭の尖れるは物の頭となる相で。圓きは實のある相で。額の肉瘤の出る人は貴人の兆で。頭も額もピカピカ光る人は再緣孤獨。老年に到つて苦勞の絕えない相である。〇首。首短く躰圓きは盜心。首の細きは淫亂。極めて太きは魂性惡き兆で。痩せたる人の首長きは富貴。肥えたる人の首短きは貧困の相である。〇髮。頭小さく髮多き者は男女ともに他國流浪の兆で。髮縮れ黃色なる者と赤色なる者とは生涯苦勞が絕ない。髮荒きものは多淫慳貪。油氣なく縮れ勝の者は男女ともに人を妨くる相である。頭の旋額に垂れ項に旋多き者は淫亂。髮むすぼれ惡臭あるは貧賤の相である。〇髭。髭なき人は心に毒ありて身に心配の絕へぬ兆で。髭ぼうぼうと深い人は一生食物に乏しい。髭に油を塗つても水を附けても直に乾くは苦勞の絕ない相である。〇顏。面痩せ躰肥えたる人は長命。顏色秀でたる人は出世の相で。面の年齡よりも若輩に見る人は貧相。面肥えて躰痩せたる人は短氣の相である。年齡よりも早く額禿げて陽氣に見ゆるは多淫。面の內ゆたかに血色はなやかなる人は一生安樂の兆で。顏色よりも耳の色殊に好きは出世。怒れば顏色火の如くなるは短命頓死の相である。〇額。額の骨高く髮際きよく格向よきは富貴の兆で。額に缺陷疾癒あるは貧窮の兆で。額の肉ゆたかに瘤の垂れたるは貴人の引立を得る相で。肉落ち黑く枯れたる色あるは先輩に憎まれる相である。〇眉。眉毛の細く平かにして長きは聰明。若くは太くして眼よりも長きは富貴延命の相で。眉と眉との間廣きは貴相。眉間の骨高きは惡相である。殊に眉の上に横一文字の筋あるは一生貧困。眉細く毛短かきは短命。眉間の狹きは愚痴。眉色の赤色なるは貧賤の相である。〇眼。眼凹み光りあるは福祿。眼細く奥深く黑きは長命。眼睛の外方へ出過ぎたるは短命。半眼の者と眼の短き者とは愚痴貪慾。睚の厚きは淫亂の相で。眼球白眼の多き男女は短氣。鷄の眼の如きは盜心。猿猴の眼の如きは狂氣の相である。〇鼻。鼻ゆたかに光澤あるは富貴長命。色黑く肉薄きは短命。鼻梁の肉太きは淫亂。鼻梁とがらずして頭圓きは出世。大顏にして鼻小きは貧困。鼻の肉厚く根低く所謂る團子鼻の者は下賤の相である。〇唇。物言ふ時に口角の上るは。富貴の相なるに引更へて。口角の下るのは實情なく。他人に憎れ

ろ相で。唇厚く潤ひあるは吉なるも。唇薄く尖れるは貧窮の相で。唇に黒子あるは
衣食に縁あるも男は水難。女にありては淫亂の相である。唇の色靑きは肝癪。上唇
の出過ぎたるは疎忽。下唇の出過ぎたるは理屈ばる相である。○舌。舌頭の尖るは
黠詐。舌細きは奸佞。舌短きは短命。舌に黒子あるは僞善。物言ふ時に舌頭の見ゆる
は奸惡の相である。○齒。齒の白きは下賤。靑きは災難に逢ふの相で。向齒の間に小
齒ある者は他家を相續して其の家を破る。齒亂れて均しからざるは多辯にして財
を失ふの相で。向齒二まい並ぶ者は盜心の相である。○耳。耳の邊髮うすく聞すき
たる者は放蕩。女の耳の左大なるは初子男兒。右大なれば初子女兒の兆で。耳の穴
横より見ゆる者は早合點の相である。○黒痣。髮際の左右に黒子ある者は男は放
蕩。女は難産の兆で。額の上に黒子七個あるは貴人の相で。一個あるは不幸者の相
である。眉間に三個ならびて黒子あるは道德の人で。鼻梁の左右に黒子ある者は奸
色の相で。小鼻に黒子ある者は勝負事に負ける相である。魚尾に黒子あるは男は色
に溺れ。女は目上の男に戀慕されて災を受くる兆である。魚尾陰部の邊に黒子ある
者は。男女ともに不義の罪に陷る相で。乳より一寸脇に黒子ある者は一生困窮の相
で。背骨の一寸脇に黒子あらば夭死。女子陰門に黒子あれば多淫。股の附根の四寸
上に黒子あれば男女ともに富貴の相である。

【坪井博士の俗傳談】同書又云く。左は第六會土俗談話會に於ける博士坪井正五郎
氏の演說の大要なりとて「國民新聞」に揭げられたるもの也。云く。妄信とは何う云
ふことかと云ふに。原因結果に付て明かならざる。必ず原因結果の見えぬ。又原因
結果を見出す望のない。研究しても分らぬもの。只世間でいふことであるから本當
だらうと輕々しく信じて居る丈で。深く道理を推さぬ事柄である。假令ば爪を火の
中に入れると氣狂になるといふが。爪は精神に何の關係がない。殊に躰を離れてか
らのことを精神に及ぼすといふは分らぬことである。」俗傳とは如何なることかと
いふに。何々は如何にするものである。してはならぬものであると。命令的に云つ
てあるものをいふので。無論道理は分らない。只だ云傳へるので。一寸云へば小供
に刄物を持たせてはいかぬ。是はまだ理窟が分つて居るが。尺度を手渡しにしては
ならぬと云ふことなどは。理窟も何もない。唯命令的に言傳へて居つて。其命令
が奇躰に守られて居るのです。」俗傳と云つても或場合には妄信と性質が近く區別
の付け惡いのがある。夫等の場合には强く分かつ必要もない。括めて妄信俗傳とし
た方が意味が廣く。いづれかに這入るに相違ない。」夫れで今聽かうといふ事柄は
方々の地方で誰でも知つて居ることで。或格段なる人が知つて居るとか。或書物に
あるとか云ふ樣な狹いことでなく。一般に通じて居ることのみ御話を願ひ。某は狐
を使ふとか。或る河には河童が居るとか云ふ樣な。或人或地方にのみ限つてあるも
のを問ふのではない。」妄信俗傳の大躰は歷史的關係の遺物として存ずるもの。戲
れとして行はれて居るもの。或は其の地方の恥にならはせぬかと思ふ。妄信俗傳が
ある。夫等を御話になつても。決して其地の恥といふ譯でない。歐羅巴にも矢張あ
る。倫敦では十三といふ數を大層忌む。客をするんでも呼んだ客の外に人が殖へて
十三人となる時は。主人方のものが一人引込むで十三人とはしない。尤も可笑しい
のは番地といふ時は。十三番地といふのを忌むで十二番半といふ。又た鉢などに當
つてチン／＼と音がする時は。鳴らしたものが行つて早く止めないと。不幸がある
といふて居る。日本の錢には穴の明いたのがある。歐羅巴には穴がない。此の錢に
穴を明け紐を通して。躰に付けて居ると風を引かぬといつて居る。立掛けてある階
子の下を通つてはいけぬ。通ると不仕合があると云つてる。日本でも宵に星を早く
見付けると誇るが。倫敦でもこういふとがある。決して開けない所のみ妄信俗傳が
行はれるのではないのである。」私は見本を御目に掛るとして。日本の中央の土地
たる東京に行はるゝ分をあらまし書て置きましたから。夫れに付て述べます。まじ
ないの内で。故らに拵へたものは省きます。假令ば赤い紙へ馬を三つ書くと病を去
ると云ふ樣なことは省きます。皆さんの御話になる順は何うでも差支ないが。私は
思ひ出す便宜を計つて部門を分つて書いて見ました。」（第一）身體に關するもの。
つむじの曲つて居るものはこんじよが曲つて居る。鳥居つむじ（つむじの二つ並ん
で居る者）は利口である。眉毛の長いのは長生をする。夫から眉と眉の間の狹い女
は近所に嫁く。目の上の黒子は出世する。夫れと反對で目の下の黒子は泣黒子とい
つて。運の惡いことになつて居る。睫の長いものは利口だ。舌の先が腭へ付くと大
盜棒。齒並の好いのは正直。耳朶の厚く廣く米粒の乘るものは幸福である。指先細
い者は器用。さゝくれは親不孝。足の第二の指の長いものは親より出世する。耳の
中の痒い時好いことを聽く。夫から爪に白い星が出來ると。衣類が出來ると云つて
女子供が喜ぶ。歐羅巴でも人から物を貰ふと云つて居る。腋の下膠の下のくすぐつ
たくないものは情夫の子であるといふ。」（第二）起居動作に關するもの。人の坐つ
た跡へ坐る時は其疊を三度叩く。他人の惡口を云ふと。烏に口の端に灸を點えられ
る。夜爪を切ると親の目に這入る。又た其の爪が火に入ると氣狂になると云つて忌

メイシ
メイシ

む。妊娠中火事を見ると。小供の尻にあざが出來る。主人が外出した時。何所でも橋を一つ渡つたと思ふ時迄は。座敷を掃いてはいかぬ。」(第三)器具に關するもの。尺度を手渡にしてはならぬ。小供の迷子になつた時。尺度を手渡にすると直に見當たる。枕を投ると頭痛がする。客の履物を裏返へすると客が歸る。人の落した櫛を拾ふてはいかぬ。」(第四)衣食住に關するもの。柿を食つて茶を飲むと腹が脱ける。赤飯に茶を掛けて食ふと婚禮の晩に雨が降る。夫れから食事の後に寢ると牛になる。夜鹽を買ふと火に祟る。强ひて買はなければならぬ時は浪の花といつて買ふ。」(第五)氣節に關するもの。元日には申といふことを忌む。又た元日の朝室内を掃くことを忌む。」(第六)氣象に關するもの。婚禮の晩に雨降れば葬式の時に雨が降る。」(第七)動植物に關するもの。蚯蚓に小便を掛けると陰莖が膨れる。死人の枕元に猫を置いてはいかぬ。玉虫を乾して仕舞つて置くと衣服が殖える。夜の蜘蛛は親と思つても殺せ。朝の蜘蛛は仇と思つても殺すな。木瓜の木を庭に植ゑると零落する。鳥に糞を掛けられると仕合が好い。地方に依ては惡いと云つて居る。」此の外思ひ出せばいろ〳〵ある。夫等の原を正して行くと。(一)正しき根據があつたものも。今では譯の分らなくなつたものあり。(二)或る宗教に關するもので。誠になつて居るものもある(親に向つて手を上げると手が曲る)。(三)自他を慰める爲に云ふものあり(鳥の糞を掛けられたのは仕合が好い)。(四)表面上の口實の爲め(春蠶を箪笥の引出に入れ置けば衣物が殖える)。(五)忌むべき爲めに避る(北枕にするものでない)。(六)發音の類似を忌む(櫛を拾ふものでないとは。櫛の發音の苦死と似たればなり)。(七)或事柄の爲めには如何なるをもする(婦人が針を失ひたる時。陰部を三度上の方に撫でると針が出て來る。出たならば又た三度下の方へなでて下す)。(八)形容より生ずるもの(手の長きものは盜なりとて忌む)。(九)僅かの例を以て他の例に及ぼす(婚禮の晩に雨降れば葬式の時雨降る)。是等のことを能く分析比較したならば。諸地方に行はるゝ處の妄信俗傳の。分布が分かり。變化が分かる。分布。變化を知れば。其起源。傳播勢力を知る助となる。成る丈け多く廣く集めたる處のものに就て。原因に依つて分類し。結果に依つて分類し。目的に依つて分類し。手段に依つて分類して。研究したならば。是は取るに足らぬ。是れは價値のあるものであると。一々分つて來て。大に利益があります。教育家。心理學者。人類學者其の他に取りても興味多く。決して全く一場の戯として見るべきものでない。教育家に取りては風俗の改善を謀る助けとなります。」以上迷信之日本に記す所なり。

メイシヤ　目醫者。(ガムクリを見よ)

メイセム　銘仙。(オリモノを見よ)

メイヂヰシム　明治維新。徳川氏將軍を以て國政を執ること三百年。外患に加るに諸侯を服する能はず。將軍慶喜は慶應四年を以て大政を奉還し。睦仁天皇親政を執らせ給ひ。五ヶ條の御誓文を發し(テイコクギクワイ參看)。封建の制を廢し。世襲の風を改め。人材を登庸し。萬國の美制を採りて。文明進歩の基礎を開き給へり。

メイトクノエキ　明德之役。後小松天皇の明德二年冬山名氏清は。其領地山陰。山陽及南海の三道に渡りて。十州を領せり。故に世これを六分一公と稱したりしが。其兵力を賴みて。將軍義滿に服せず。遂に叛旗を揭けて。其兵漸く男山に到りぬ。十一月義滿乃ち堀川に陣し。大内義弘。細川賴元等。諸將を遣はして之を伐たしむ。氏清敗死す。之を明德の役と云ふ。

メイハフダウ　明法道。文藝類纂に曰く。此道の博士は所謂令外の官にして。令集解に。神龜五年置く所といふ。相當正七位下(同書に神龜五年七月二十一日定むと)の官なり。(天智紀に佐平余自信沙宅紹明を法官大輔とあるは何なるか審ならす)。職原抄に。明法道之極官也。中古以來坂上。中原兩流爲二法家之儒門一以二當職一爲二前途一と(壺井義和曰。坂上とは是中原の別流なり。こゝに云中原是外記の中原と同事なれとも。外記に任せさる家なり。法家とは明法の家なり。又法儒とも。法曹とも云。明法博士と。大判事。撿非違使と兼官するなり)。又明法者昔充亮道成等。以二當道一任二廷尉佐勘解由次官等一坂。中兩家立レ家以來。以二廷尉。法儒。大判事一爲二先途一と。其業は專律令を修む。是令外の官なりと雖も。是原の律學博士にして。官位令集解に。格を引きて。律學博士二人。直講三人。明法生十人とある者是なり。然れとも此道を以て及第するは。令以前の法にて。考課令に凡明法試二律令十條一。律七條令三條。識二達義理一問無二疑滯一者爲レ通。粗知二綱例一未レ究二指歸一者爲レ不。全通爲レ甲。通二八以上一爲レ乙。通二七以下一爲二不第一とあれは。研究して課試を乞ふ者。餘の三科に同しかりしなり。然れとも職員令ともに。其師たる者を載せず。故に考課令義解に。謂依二此令一必可レ有二明法博士及生一とあるも。其從ひ學ふ所を疑かひしなり。集解(二十二)にも。疏云問明法之師在二何處一乎。答依二此文一必令レ有レ之物。但疑落脱不レ證乎」是脱文とせしなり。然れとも。令には紀傳。文章ともに。其師なくして。秀才進士の文章を學ひ。史を讀むか如く。凡て博士の兼攝せし所なるへし(故に

博士の下に。教ニ授經業一課ニ試學生一の八字を以て經史。法律を攝したる文と見るへし)。故に博士の上に明經の字を加へずして汎く教へたる者なり。」衙學位の條參照せよ。

メイレイ 命令。(コウブムシキ。フレ。ケウショを見よ)

メカクシ 捉迷藏。或は「めなしとち」と訓す。又目なしどち〳〵。目んない千鳥と云。近代世事談に。小兒のたはむれに。目を巾にてかくし。逃る者とらふる也。日本にて七八十年來の天子の御遊ひにありしと也。致虛雜俎曰。唐の玄宗と楊貴妃。恒に皎月の下において。錦の帕を以て目をつゝみ。其間方丈はかりにして。互に相捉ふるをたはむれとす。玄宗を捉ふる事は易けれども。楊貴妃その體かろくはやきゆゑに。上恒にこれをうしなふ事多し。滿宮の人掌を打て大にわらふ。是を捉迷藏といふ。日本のめかくし也。と見へたり。或は曰く。室町殿の頃にもありし遊なりと云へり。

メカケ 妾は。妻以外に枕席に侍せしむる婢なり。おもひもの又てかけともと云ふ。室町將軍の事を記せし。簾中舊記に。御てかけの姙娠には云々とあり。古き名なり。大寶令には之を公認し。忌服も妾二人までは妻同樣。夫の喪に服したり(ツマ參看)。天子の嬖妾の事はヂヨクワムの條ニヨクワムの條に併せ出せり。德川幕府の頃。將軍には奧女中の內に枕席に侍するものあり。又諸侯は必ず妾を蓄へり。蓋し諸侯は內室を江戶に置き。入國の時之を伴ふ事能はざりし故なり。諸侯の妾はお部屋と云ひ。名は源氏名を呼はず。お筆の方。お秀樣など云へり。其の取扱は他の女中と同じ。先づ諸侯の妾を蓄ふるは。江戶にては芳町の雇人口入業。すしや。すゞめ屋抔へ申込み。一般の奉公人と同じく。之を連れ來らしむ。親元は何者にても拘はず。然れど藝の出來るを要す。目入所は本人の衣がへ。琴。大鼓なども携へしめ。下女三四人も連れて往くあり。四月と十月は出がはり故。是の時雇ひかへる者多し。多くは年齡を若く云ひ。先づ本人を伴ひ入れば。お末は控所に導き。盥に湯を入れ。糠袋を添へて供す。本人沐浴し衣裳を着かへ。御前へ出る。御前には奧女中列座し。殿樣と奧樣は簾の中にて見る。爰にて音曲舞踏などさせて試驗す。他の女中も障子の外より密かに穴をあけて覗くもの多し。是にて試驗及第すれば。更に本人を邸へ呼び上け。湯殿に導き。本人を浴せしめ。老女をして身體を檢査せしむ。是にて及第すれば。仕度金下がり。親元若し下等の商人。職人などなれば。御家人。町醫者。茶道。神官又は然るべき商人などに賴みて。假親となして。御殿に入る。給金は樣々なれど。不都合などありて放逐さるゝ時。之を辨償するの法なきは他の奉公人と異なり(他の奧女中は尤も少給にて一年一兩位なり。下され物は澤山あれど總ての紙筆。衣服。頭のもの。草履など自辨なり。唯行儀を覺えに出るなれば給金など望むものなし)。故に仕度金など踏みて出て來ぬ惡る者などありしとなり。かくてお部屋を賜はり。一週間立ちて御伽に出づ。懷妊なる旨。醫師檢定すれば夫より御伽に出るを止め。部屋に引籠り。お上通りの御膳部にて取扱も丁重になる。已に出產ある時は。乳は乳母の受持となり。自分は猶引籠り居るなり。數ケ月經て再び御伽に出づ。殿樣に寵せらるれば。親又は兄を出入商人となし。又は武士に取立てゝ頂く等の特典あり。無事に勤めれば。御暇下さるゝ節。金品を賜はるが常にて。猶その上自宅へ歸りて一生涯三人扶持乃至。五人扶持給はるもあり。又養子を貰ひて之を臣下に列せられ。扶持を給はる屋敷もあり。御暇の出るは。殿樣の死亡の場合。本人老年に及んでお暇を願ふ場合。又は殿樣より御暇の出る時などなり。自分の生みたる子なれども。其の子をば樣付けに呼び。子の方よりは。生母なれども。妾なればとて。他の奉公人に準じ。呼び捨になす定なり。而して其の子家督を嗣き給ふ時は。生母の事ゆゑ。お上通りの取扱となり。老ても邸內に養はれ。安樂に暮すことを得るなり。

旗下の妾亦此に準ず。陪臣にては大身に非れば妾を置く者なし。尤も妻なき者は妾を置きたるも無きに非ず。町人にては家に妾を蓄ふ者稀にて。之を蓄ふ者は多く外妾とて。別に一家を與へて獨居せしむ。俗に圍ひ者と云へり。」將軍の妾の事に付ては奧女中の條を見るべし。

メガ子 眼鏡は。眼力を助くる必要の器にして。殊に老人及び近視眼者の如きは。此器に賴りて物色を辨するを得べし。昔は水精にて作れり。和漢三才圖會云。百川學海云。靉靆出ニ於西域滿剌國一。如ニ大錢一。色如ニ雲母一。老人目力昏倦。不レ辨ニ細書一。以レ此掩レ目。精神不レ散。筆畫倍明。按靉靆眼鏡也。用ニ水精切片一。以ニ金剛屑一磨琢造レ之。隨ニ老壯一有レ異。如ニ老眼一爲ニ微凸一。如ニ壯眼一表裏正直。如ニ中老一表正直。裏微窪。但老人以ニ壯眼鏡一視。則遠物鮮明。而近物不レ明。近眼鏡。表微凹。裏微凸。」【眼鏡】工藝志料云。後奈良天皇の御宇。天竺の人。周防の山口に來て。眼鏡及望遠鏡を其の國主大內義隆に献す。是に於て本邦の人。始て眼鏡及望遠鏡のあるを知り。其の便なるを賞す。○元和年間。肥前の長崎の人。濱田彌兵衛といふ者あり。南蠻に航し。眼鏡を造るの法を學ふ。既にして還り來て。巧を長崎に傳ふ。長崎の人生島藤

七といふ者あり。法を彌兵衛に受け。能く眼鏡を造る。本邦に於て眼鏡を造ること。此に始まる。〇寛永年間。支那の玉工長崎に來り。支那樣の眼鏡を造り。且つ法を所在の工人に傳ふ。以來長崎の工人南蠻樣に倣ふあり。支那樣に倣ふあり。而して其の業漸進歩す。既にして京師及大阪。江戸の玉工も亦眼鏡を造る。並に長崎の巧を傳ふるなり。」【望遠鏡】とほめがね。同書云。寛政年間。和泉の泉南郡の貝塚村の人岩橋善兵衛といふ者あり。發明して一種の望遠鏡を作り以て天文を窺ふ。日は四邊に氣ありて毛髮の如く。其の氣朝には左旋し。夕には右旋し。日中には黑點數箇ありて大小等しからざるを觀る。月は其の虧くる所。泡沫の如く。月中には雪輪文に似たる者三箇あり。又蠶豆の如きもの二箇あり。極めて鮮明にして。光芒四方に發するを觀る。歳星は星面に三帶あるを觀る。鎭星は星面に一ツの輪あり。斜に本星に纏へり。而して其の輪左の方は本星の上に懸り。右の方は本星の下に入るを觀る。銀河は細小の星。數十百千聚りて。紗嚢に螢の盛るが如きを觀る。奇巧實に賞歎すへし。本邦に於て天文を觀るの望遠鏡を造ること。此に始る。善兵衛沒して後。其の子孫巧を傳へず。此の他長崎。京師。大阪。東京等の工人。並に業を傳へて今に至る。」北窓瑣談云。余が家にも善兵衛制作の望遠鏡は所持して。其精妙なる事を知る。蠻製の物はいまだ見ず。先年より蠻製の望遠鏡諸所に有りと唱れとも。皆虚說にて。余天下に歴遊して尋ねしかとも。誰人所持といふ事を聞ること無かりしに。善兵衛日本にて始て作り出す頃に。また紅毛國よりも渡り來れるは。時運の開ける時節といふもの奇妙なること也。」【顯微鏡】むしめがね。同書云。蠻製の至精の顯微鏡にて見る時は。油は丸き物の寄合たる也。水は三角なる物の寄合たる也。又一滴清水を針の先につけて。顯微鏡にて見るに。其水中に種々無量の生類ありて。牛の如きものもあり。鯛のごときものも有り。蛇の如き者もあり。鼈のごときものも有りて。皆各水中に游行すと云。是等の事を思へば。至微の事。人智の考へ測るべからざる所あり。猶此顯微鏡の力の不及所に。其奥も有へし。されば至大なる所にも亦如此に人智の考へ測がたき所も有るべし。今此天地は丸き物なり。此丸き物夥數集り寄合て。水のごとく流るゝを。巨大の人有りて。只水なりとおもひ居るに。傍より顯微鏡にて。此水は丸きものゝ集り寄合て流るゝなりと。沙汰し居る所無しともいふべからず。此天地間に。日。月。星。辰。名山。大川。鯨鯢。龍。象の類あるを。一滴の清水の中に有る牛のごとく。鯛のごとく。蛇のごとく。鼈の如くなるものと見る人なしともいふべからず。是を論ずれば。佛の天眼を以て清水を見れば。水中の生類漲せども

不盡との玉ふも實に近し。鄒衍が赤縣神州の如きもの九つなどいへるは。器量の小なるを思ふべし。余折々此說を談して。小智の輩の膽を破る。」西遊記云。虫目鏡のいたりて細微なるは。わづか一滴の水を。針の先きに付て見るに。清淨水の中に種々異形異類の虫ありて。いまだ世界に見ざる處の生類遊行したり。又潮を見れば六角生物の集りたるなり。油は丸きものゝあつまりたるなり。水は三角なるものゝ集りたるなり。其外酒酢などには色々夥數虫あり。一たび是をみる時は。酒酢水ともにいづれも飲がたきほどにみゆるなり。誠に華嚴經の中にや。佛の水をこして飲へしと仰出されしかと。天眼にてみる時は。いかほとこすといへども。かぎりなき故に。只俗眼の及ぶばかりを。こし去てのめよとみへし。是らの虫目鏡は。佛の天眼にもかへつへし。また一滴の清淨水に。種々の生類有べしとは。誰人も信ぜざる事なれども。現在見る人ありといへば。餘義なし。かゝるうへは。又た此の目鏡の及ばざる細密の所に。世界をなして住もの有や。しるべからず。されば細密なる事には。いかばかりといふかぎりもあらず。此理を押せば。また大なる事にも限りあるべからず。此人の住る一天地一滴の水のごとくにして。斯る天地幾億萬重なり居て。又その外より虫目鏡を以てみるもの。有へからずともいひがたし。されは此肉眼のおよばざる所を論ずる時は。又此の肉身の智慧のはかりしる所にあらざるべし。然るに蠻人道具を造り出して。天より此身に受得たる分量の外にいたる。誠に奇妙といふべし。又望遠鏡とて。日月星辰迄力の屆く遠目鏡ありて。日月の眞象を見分ち。星も太白星をみれば。月のごとく盈虧あり。木星をみれば三つ引の紋のごとく横に帶あり。土星をみれば斜に輪まとひて。星の形長くみゆ。其外銀河の白き所をみれば。小さき星夥數聚りたるにて。其小星よくわかりて數へつべし。近き比泉州の人岩橋善兵衛。此望遠鏡を作り出して阿蘭陀渡りの望遠鏡よりもよくみゆ。余が家にも所持す。又隣目鏡とて高塀を打越して隣をみる目鏡あり。又暗夜に遠方をみる目鏡あり。猶この外にも種々の奇器。人の耳目をおどろかすもの。年々にわたり來れり。まのあたりみさる人は。語りても信しがたき事也。猶他に天眼鏡。双眼鏡。五色眼鏡。八稜眼鏡等あり。【洋式眼鏡の嚆矢】東京市四ッ谷傳馬町朝倉龜太郎は。元來珠玉製造業なりしが。明治五年澳國博覽會へ出張し。眼鏡製造法及モザイック等の技術傳習を命せられ。七年一月より同府眼鏡製造者。グリウ子ルトに就き技術を修め。歸朝し。眼鏡。寫眞硝子。顯微鏡等を製造するに至りしは氏を嚆矢とす。明治九年に急病にて死去す。しかも其妻業を繼ぎて。第三博覽會には一等有功賞を得。故皇太后及皇后

兩陛下皇太子殿下の御眼鏡調製をなす。明治七年以後。本邦眼鏡業者の增加は東京のみにて百五六十軒。工人三百人に下らずとぞ。殊に舶來金緣のもの流行し。男女通じて用ふるに至る。

メカリノシムジ　和布刈神事。 年浪草に曰。主祠大森氏說曰。隼人祠略云。隼人祠在二長門國企救郡。富埜縣文字關之北一。距二小倉一三里許。與二赤間壇浦一隔レ海相對。所レ祭之神五座。一曰玉依姫。二曰彦火々出見尊。三曰豐玉姫。四曰鸕鷀草葺不合尊。五曰阿度目磯良。夫疾艫爲レ隘也 其方二潮水盈虛之時一。海底雷轟怒濤蹴レ天。雲霧聚散晦暝不レ時。實本道之至險。西藩之要路也。祠後有二一巨石一。因レ石建レ祠。前有二謁殿舞殿神厨一。謁殿下建二石鳥居一出二鳥居一則海。有二石磴一達二海底一。雖二虛潮之日一而不レ見二其所一レ窮。 除夜刈二和布一之時。蓋自二此石磴一下云。 五代之時。火闌降命。彦火々出見尊兄弟二神。好レ獵各有二山海之幸一。後試換二其幸一。皆無レ所レ獲。闌降命乃反二所レ換弓矢一。求二已釣鈎一。出見尊既已失レ鈎無レ由レ得レ之也。因作二新鈎數千一以還二之闌降命一。闌降命怒而不レ受。責二故鈎一甚急。出見尊不レ知レ所レ爲。行吟二海畔一用二鹽土翁之計一。忽到二海神之宮一。乃得下所レ失之鈎及盈二虛海潮一之珠二顆上以還。因取二故鈎一還二諸闌降命一。闌降命猶怒而不レ受。 於レ是出見尊從二海神之教一。出二盈珠一以漂二溺闌降命一。窮迫殆死。即伏請曰。幸救レ我々當二事レ汝爲一レ奴。出見尊出二虛珠一投レ之。則潮水去而如レ故。既而闌降命悔二前言一曰。吾汝兄安有二兄而事一レ弟者一乎。言未レ畢尊投二盈珠一。闌降命則即走登レ山。潮亦從沒レ山。攀レ樹亦沒レ樹。闌降命知二終不一レ可レ逃。乃更謝曰。吾過矣。從レ今以往吾子孫八十連屬當下不レ離二汝宮墻一而永爲中汝俳優之民上也。是以闌降命苗裔諸隼人等。至レ今不レ離二天皇宮墻之側一。世吠狗奉事也。 方今節會隼人。向二玉階前一爲二俳優之戲一。蓋本二於此一也。隼人之所二以名一レ地亦在レ此。因以二地名一爲二祠號一也。初長豐接レ壤相隣。有二一洞門一潮汐盈二虛於其中一。穴門之所二以名一也。仲哀天皇之時。異國之賊潛二匿洞中一。時々殺二掠里人行旅一。事聞二京師一。於レ是天皇親帥二船師一。討二賊于穴門一。其後神功皇后將レ征二三韓一先有レ事二于隼人祠一。 遂擘二開洞門一以通二船路一。於レ是長豐之地始分。乃借二二珠於隼人祠一。大發二戰艦一以向二三韓一。凱旋之後藏二二珠于祠北二島一。所謂乾珠滿珠是也。 事多二神秘一故不二敢悉載一也。 ○三大祭。和布刈祭。十二月晦夜四更祝衣冠帶劍攜レ鎌擧レ炬下二石磴一入レ海刈二和布一以歸。終夜有二祝事一。雞旦以二和布一奠二廣前一。既而徹レ之以獻二于邦主一。和名抄。作二稚海藻(ワカメ)一。又和布。和訓陽氣初發。萬物萠出之名也。以二除夜一入レ海。採得以二元旦一而獻二于神祠一云々(有二神秘一故不レ記レ之)。○中秋祭。八月十五日。幸二于門司祠一而有二祭祀一。○新嘗會。九月十日。獻二新穀一。奏二鼓樂一。以賀二今茲之無一レ害。且以祈二明年之豐熟一也。 天正四年九月十日。大祝親定始二此祭一云(新嘗會)。建武三年將軍足利氏造營。應永年中仁保氏造宮。元和年中細川氏新造二廻廊一云々とあり。

メキシコ　墨西哥は。北米の南部にあり。西暦千八百二十年。西班牙の內亂に乘じ兵を起し。千八百二十四年獨立して憲法を發布せる共和國なり。其今日修好條約を締結したるは。明治二十一年十一月三十日(明治二十二年一月二十九日批准)なるも。其我國と始めて交通したるは。遠く德川氏の初にあり。家康夙に英人ウヰリヤム。アダムス。蘭人ヤンヨスを顧問とし。亞米利加あるを知れり。 當時「メキシコ」は濃毘數般といひ。家康がこゝに商船を出して。貿易せむと企しは。慶長六年十月のことなり。即呂宋大守に送りし書に「弊邦與二濃毘數般一。欲レ修二隣好一。非二貴國年々往來之人一。則海路難レ通。可二希求一者。依二足下指示一。舟人船子。時々令二往返一」とあるにて。其意を知るべし。家康はかくの如く。濃毘數般の貿易を希望せしかど。呂宋群島大守は。只管日本商人の勇敢なるに恐怖し居りし際とて。其要求をいれず。 わざと荏苒其歲月を過せしかば。家康は。再び慶長七年八月。呂宋群島大守へ。書を贈りしが。其中にも。「本朝濃毘數般。欲レ作二商船往來一者。不三必爲二本邦一。貴邦之人。皆曰。弊邦東關有レ所二止宿一。則呂宋之舟。 可レ逃二風難一。自二關東一出レ舟者。 西國之嘉慶也」とありて。濃毘數般貿易を開くは。啻に日本商人の爲のみならず。伊斯把儞亞商人の爲にもなることゝいふ意を示し。且其報酬として。暗に關東に一港を開くべきことをほのめかしたるなど。其の深意のある所をおもひやるべし。この文中に見えし。關東に開港の事も。呂宋群島大守交涉のため。 つひに。マニラ。アカプルコ二港間に往來する伊斯把儞亞商船の關東に寄港することゝなり。慶長十三年七月。相模國の浦賀津を開くことゝはなりぬ。 既にして。同じき十五年に至り。偶然伊斯把儞亞の商船。我邦の近海において。難破したるものありしかば。家康は。かれてウヰリヤム。アダムスに命じてつくらしめたる。西洋形の船に漂着人をのせて。 濃毘數般へ我邦の商人を渡航せしむるの機會を得たり。この西洋形の船は。伊豆國伊東の濱邊にてつくり。其後淺草川に繫きおかれしものなりきとぞ。 さて。この時濃毘數般へ渡航せしは。田中勝助。朱屋立淸(この人の名隆成。三成。王成などにつくる)の徒なり。こゝにおいて。多年家康が計畫せし。濃毘數般の航路を開くことを得たり。明くる十六年。田中勝助。朱屋立淸等歸朝し。數色の羅紗。葡萄酒などを持かへりしこと。「駿府記」「慶長年錄」などにみゆ。 然るに。又。「慶長年錄」には。日本人渡海無用

の由。彼國人示レ之(異國往來略譜に。重而渡海すべき國にあらずと。人々に示す。又采覽異言に。彼人謝曰。兩地懸隔萬里艱險。請勿二復來一是後遂絕などみえたるは。慶長年錄を引けるなるべし)。とありて。濃毘數般。即新伊斯把爾亞人が。日本商人の呂宋群島における如く。武勇を振ひて。商權を掌握せんことを畏れて。かくはていよく防たるものと見えたり。其後。新伊斯把爾亞の總督より。家康に斗景一箇。甃衣一對。卷物一端。南蠻酒。鷹具。杏。同絡、韈。南蠻圖像などを贈りて。謝意を表し來りしかば。家康も同じき十七年六月。金地院の崇傳に返書をつくらしめ。別に押金の屛風五雙をそへて贈らしむ。この返書の文意にても。家康が宗教上の關係をさけて。專ら貿易をなさんことを希望せしこと明なり。即其文中に「貴國與二吾邦一彌結二隣交一。而每歲商船往來。互可レ通二國寶一者。爲レ世爲レ人。何善政加レ焉哉。抑吾國者神國也。自二開闢一以來。敬レ神尊レ佛。々與レ神。垂跡同而無レ別矣。堅二君臣忠義之道一。霸國交盟之約無二渝變一者。皆誓以レ神爲二信之證一。能守レ正者必得レ賞。明成レ邪者必得レ罰。靈驗新如レ指二其掌一。仁義禮智信之道。豈不レ在レ玆乎。貴國之所レ用法。其趣甚異也。於二吾邦一無二其緣一歟。釋典曰。無レ緣衆生難レ度。於二弘法志一者。可二思而止一。不レ可レ用レ之。只商舶來往而賣買之利潤。偏可レ專レ之。貴國之商舶來朝之時。雖二到著一何之國々津々浦々。聊不レ可レ有二異議一。兼日城中益加二嚴命一。宜安心莫レ訝」とあるにて。よく味ふべし。この後。我邦商人の濃毘數般へ赴きて。貿易せしこと定かならず。又「國師日記」元和二年九月の條に「御使として曾我又左衞門。金地院へ來られ。濃毘數般へ渡海の御朱印認樣を如何と御尋候」とみゆれども。別に朱印をうけて。彼邦へ赴きたるものありしと。「異國日記」の類にみえざれば。これまた定かならず。さはいへ。當時勇敢無雙なりし我商人のことなれば。年々太平洋を横ぎりて。彼邦へ往來せしものありしならんか。然るに寬永鎖國の令いでゝ。此航路中絕し。唯事蹟を汗書の上に止む云々とあり。明治二十一年十一月。我が公使陸奧宗光と。墨國公使マチアス、ロメロと米國華盛頓に於て。修好通商條約を結び。二十二年一月之を交換す。西洋各國の未だ同等の條約を結ばざる先に。同等の條約を結びたるは。此國なり。

メクラ　盲目。(マウジムを見よ)

メシ　飯は。召し上る物ゆゑ名づけたるならん。本名イヒなり。八木隆治氏の割烹沿革のうちに云く。即ち飯と云ふは穀物(豆を除く)を炊きたる總稱にして。麥。粟。稗ありと雖とも。飯と單稱するは米飯に限れり。稍は飯根の約りたる詞にして。其稻穗の豐饒なる。米粒の潤澤なる。青々として瑞々しきが故に。瑞穗の二字を以て國名とす。然れとも上古人民質朴不諂にして。多くは不舂の黑米を食せしなり(酒の古名に白き黑きと云あり。黑きは黑米にて釀造せしを云なり)。成形圖說に大平十二箴を引て云。「伊勢大神宮は三杵の供御聞食とは。粗平の米の事也。後々の帝皇も倚廬に御在まして。女房素服をつけて御醍膳にさむらふ。白御飯の上に黑き御飯をくはへたるなり。黑色に染るは後の代の誤りなるべし。黑きはしらげぬよねなるべきよし。滋野井公麗卿の亮陰和抄に見えたり」とあり。又今も現に春日神社祭典の神饌は黑米の飯なり。伊勢にても風の宮の神饌は黑米なりと聞く。是等上古の遺風なり。國史に據るに仁德天皇十三年秋九月の紀に。始立二茨田屯倉一。因定二舂米部一とあり。舂米部の字面史籍に載する是を以て始とす。此後天武天皇十三年紀に。舂米連等五十氏に姓宿禰を給ふと見ゆ。姓氏錄左京神別に舂米宿禰あり。又持統天皇元年八月の紀に。丙申嘗二于殯宮一。此日御二精飯一也とあり(河村秀根が集解に。精原作レ青誤。按精飯謂不レ用二魚肉一也。殯宮之奠於レ此用二菜蔬一也。とあれとも。精はクワシキと訓て精白の米を謂ふなり。按ふに此時精白の飯を御し給ひしは。先規は黑米の飯にはあらざりしか。尙考ふべし)。弘仁諸祭式に云。凡宮主取二卜部堪レ事任レ之(中畧)。其食人別日黑米二升。鹽二勺。妻別日米一升五合(是は黑の字を脫せしなるべし)。鹽一勺五撮(下畧)。又云凡諸御巫者各給二夏衣服絁一疋一。冬不レ賜。其食人別白米五升五合。鹽一勺五撮と。是等宮主は黑米を以て定められしは黑米を食せしなるべし。御巫は白米を以て定められしは白米を食せしなるべし。貞觀踐祚大嘗祭儀式に云。行事主典以上日白米一升五合。史生大舍人官掌使部國書生一升二合。火長仕丁黑米八合。所々判官代以上日白米一升五合。主典代膳部國書生一升二合。雜工二升。其從者五位以上三人。判官主典代二人。所々五位以上二人。人別白米八合。所々判官主典代一人(人別黑米八合とあり。是れ中等以上は白米を賜はりしかども。火長仕丁及從者等は何れも黑米を賜はりしなり。又成形圖說に云。陶臼(貞觀儀式)。按是燒物の臼にや。延喜神祇式數所載れぬ。燒物にては米しらぐべくも覺はれぬを。祠具の米は眞精にあらさるがゆゑともいへりとあり。此他延喜式中所々に記載れたる年料の米も。白米を以て定められしあり。黑米を以て定められたるあり。何れも上古不舂の米を食せし遺風とぞ想はる(按に今も邊鄙にて死人を棺に斂むるに。其着服を左衽になし。黑米の飯を供する等の慣習あるは。頗に古風の存するなり。又南北朝の頃には。尾張の國にても猶白米の無かりし所もありしと見え。涙合記永享

八年正月元日の條に云。雜羹を亙王(宗亙親王の孫)に上る。魚なし。伊勢蛤を羹とす。御飯は半白米なり。汁物は尾張大根の輪切。膾は小鰯の干たるに大根の削を入て奉ると(兵亂の中なれば。平時に比し難けれとも。僅に亙王に奉るべき精米なかりしと想ふべし)。又室町日記に朝鮮にて飯米を渡されけれとも。人家なければ之れを舂くとを得ず。故に山林の樹木を伐て杵とし。地質の堅固なる所を撰ひ。臼形に掘凹ませて。筵を押込みて米を舂しとあり(此說成形圖說に引たるを畧記せしなり。顧ふに此時代に至りては。外國遠征の陣中と雖も。白米ならでは食せざりしなり)。抑米飯は甑蒸に熟を本とす。卽ち强飯なり。孝德天皇紀大化二年三月甲申の詔に。(上畧)復有下被レ役之民。路頭炊レ飯。於レ是路頭之家乃謂之曰。何故任レ情炊二飯余路一强祓除。復有三百姓就レ他借甑炊レ飯。其甑觸レ物而覆。於是甑主乃使二祓除一。如レ是類愚俗所レ染。今悉除斷勿レ使二復爲一と見え。萬葉集第五卷山上憶亙貧窮歌に云。(上畧)可廝度柔播火氣布伎多氏受。許之伎爾波久毛能須可伎氏。飯炊事毛和須禮提云云。是等に由れは上古の飯は甑蒸なるを明かなり。又甑の字コシキと訓するは炊飯の器にして。カシキの轉訛してコシキとなれるなり。又類聚名物考に云。御厨子所預前若狹守宗直說云。飯とは强飯にて(糭糯の俗字)を以て炊きたるをいふ。今に到て御節會の御膳。又は大床子御膳等。惣て御飯とて式正に獻る御飯は皆强飯也。內膳司の所レ掌也と云ひ(因に云。中古貴人に奉る飯を「お臺」と稱せり。源氏夕顏の卷に云。おほとなぶらなどいそき參らせて。御臺などこなたにて參らせ給ふ云々。又云たれ〳〵も御だい參りなどして。のどかになりぬるひろつかた云々。此他榮花物語又增鏡などに「お臺」とあるは。皆貴人へ奉る飯のことなり。卽ち飯を臺に載するか故なり。今猶飯を「ごぜん」といふか如し)。資兼王日記明應十年正月一日の條に。諸社遙拜之後三獻有レ之。次に御こは。次に比目始とあり(比目とは前にも記したる如く姬飯にて。甑蒸の强飯に對する謂ひなり。今一般に炊く所の飯卽ち姬飯なり。此炊方三法あり。大和本草に云。凡炊二稻飯一有二三法一。「タキボシ飯」「湯取飯」「二度飯」なり。【タキボシ】は白米を能洗ていかきにあげ置。薪多くたき釜に熱湯をわかし。米を入れ蓋をして一沸して薪を減し。火をやわらかにたき能熟したる時ふたを開く。いまだ熟せざる內にふたを開く事なかれ。水の分量は米多少によらず。釜の中にて米の上に水一寸あがるほどなるべし。又一說凡米一斗に水一斗二升を用。初火を盛に多くたき。後は薪去もよし(初二三度の間飯の熟するかげんをしらず。たきそこなふこともあり)。此法米の多少によらず。炊習ひて後はあやまりなし。たきぼしは脾胃壯實の人に宜し。又或曰陣中などにて早く熟せんとを欲せば。飯なべの下を水につくれは早く熟す。【湯とり】朝飯の飯は白米を前夜より水に浸し置て。明朝釜に水多く入て火をたき。沸とき米を入半過熟したる時。杓にてくみていかきにてあげ。水をしきりにかけてねばりなきほどによく洗ひ。蒸籠にかけて能むすべし。又なべに入下に炭火を置てむすもあり。これは飯のりの如くになり。ねばりてあしゝ。せいろうにて蒸すがよし。晩の飯は朝飯過より米を水にひたし置くべし。湯取めしは脾胃虛の人積滯ある人に宜し。壯人には宜しからず。【二度飯】亦二法あり。一法はたきぼしの冷飯を用。先鍋に湯をわかしたぎるときに飯を入。やがて飯を鍋に置きながら。其湯を鍋の口より悉くしたみ去て。蓋を掩ひ。薪を去火を少しもやし。やがて熟す。或炭火にて熟す。此法飯より熟しやわらかにしてねばらず。いくたひにてもしそんせず。溫かなる飯を再たび飯にするも此法也。但冷飯のよきにはしかず。朝に晩飯を一度にたきて。晚は冷飯を如レ此してよし。常に冷飯を溫むるも此法よし。此法も湯とり飯と同く。脾胃虛の人積滯ある人に宜し。又一法湯取飯を用蒸籠にてむす。ことり飯を鍋にて二度あたゝむれば。糊の如くになりて惡しとあり)。又後世のものなれども。阿菊物語(大阪落城の時)に云。森口(河內の地名)のある在家に御立より候處(中畧)。いづかたより來りしやらん。行器に强飯もり候をみな〳〵紙にのせたべ申候云々。是等戰時なれとも。行器に强飯を入るゝは。古風の存せしにて。何れも今世俗に白蒸といふものにて。吉凶共に往古は白蒸を炊きしなり。後世赤飯と云ふものを吉事に用ひ。白蒸は凶事の時にのみ用ゐるとの如くなれり。是れ自然の沿革なり(赤飯のとを次に述ふ)。【白鑿】鑿音作。本字糳なり。新撰字鏡白鑿に作り。或は粢の字を宛つ。貞丈雜記に云。しときの事粢の字也。本草綱目に時珍曰。單糯粉者曰レ粢(單糯粉者とは粳米交ぜず。唯もち米の粉ばかりにて作るを云ふ)とあり。是は唐の粢と云物の事にて。日本のしときの事にあらず。日本のしときと唐の粢とは別なり(粢の字をしときの字に用來りたれとも。和語に漢字のあて違ひなり。然れとも用レ之と)。日本のしときは。神道類聚名目抄に云。餅米を蒸しわづかに舂。鷄子の形の長きか如く造るなり(圖畧)。此圖神道類聚名目抄に見えたり。神祭に用ゐるもの也。いひゞつ形の鍔をしときつばと云ふは。是の形に似たるゆゑなり」とあり(以上貞丈の說なり)。又同雜記頭注に。四條流口傳書に云。粢とは上古の米粉を淨水にてこねて。團子にして神へ奉る。今は蒸熟して舂て鷄子形に捺也とあれとも。予は本文の說に從ふ。尙次に記す)。又成形圖說に云。登伎は磨なり。米を精

メシ

メシ

くろの粋なるをいふ。一說に齋也。齋といふは潔齋して神を祭るより出たるといへり。さらばしときとは本神に享より名つけしならん。後に粢の字志登幾と讀ことは。和名抄引二切韻一粢祭餅也。とあるを據とせしにて。俗に白米を洗淨て。神に享を洗米といひ。又糗米にて粢作り煑ざるをし登幾といふ（煑れは即手握子といふ）。洗米は黑米にて用ふ。粢は必ず白米なれは志登幾といひしなりとあり。【赤飯】古書に所見なし。和漢三才圖會に云。赤飯「世木波牟」。凡糯米一斗赤小豆三升。襍蒸レ之則色帶レ紫。俗呼曰二赤飯一。以二炒鹽黑胡麻少許一和糝食レ之と見え。同書に。一種有二白蒸者一。不レ和二赤小豆一。單糯蒸レ之。或蒸後加二入煑黑豆一者亦美麗也。竝爲二佛供齋日之饌一。不レ爲二慶賀之用一也とあれとも。白蒸は上古の常食なるが故。後世に至ても其遺風にて神にも供し。吉凶共に之れを炊くと前に辯せしが如し。但し黑豆を入るは。もとより後世のﾆとにて此限に非らす。尺素往來に云。菊花色之赤飯は九日之興味云々。今慶賀の事あれは。必此赤色の强飯を炊蒸す事となれり。今はセキハムと讀めは强飯と云ひ。アカノメシ又はアヅキメシと云へは。うるち米の飯に赤豆を入れたるを云へり。【屯食】又もつそうと云ふ（ドムジキを看よ）。【乾飯】和名鈔に云。糒「保之以比」新撰字鏡「加禮伊比」に作る。姓氏錄右京神別の下に云。土師宿禰天穗日命十二世孫可美乾飯根命之後也と。又允恭天皇七年紀に云。十二月壬戌朔（中畧）。於レ是天皇不レ悅而復勅二一舍人中臣烏賊津使主一曰。皇后所レ進之娘子弟姬喚而不レ來。汝自往之召二將弟姬一以來。必敦賞矣。爰烏賊津使主承レ命退。裹二糒裲中一。到二坂田一。伏レ于二弟姬庭中一。言二天皇命一以召レ之。弟姬對曰。豈非レ懼二天皇之命一。唯不レ欲レ傷二皇后之志一耳。妾雖二身亡一不二參赴一。時烏賊津使主對言。臣既被二天皇命一必召率來矣。若不二將來一必罪レ之。故返被二極刑一。寧伏レ庭而死耳。仍經二七日一伏二於庭中一。與二飮食一而不レ喰。密食二懷中之糒一云々。此時既に糒あり。延喜春宮式に糯糒一斗一升二合五撮とあり。又土佐日記に云。ある人あざらかなるものもてきたり。よねしてかへりとす。男びそかにいふやう。いひほしてもつるゝにや。かやうのﾆと所々にありと。是は鮮魚持ち來し返禮に米を與へられけるが。其米粗惡なりしかば。干飯の如しと剩りしまてのことなれとも。當時干飯のありしを知るべし。又今昔物語に云。餌袋に干飯を入て。堅き鹽和布など持來つゝ云々。又成形圖說に云。いにしへの儲蓄は多ほしいひにて藏置しといへり。今にも東國には此貯あり。仙臺糒諸國に名高し。作レ糧法冬月中糯米を一夜水に漬。翌日蒸て塊を解き●席に薄く攤け。陰乾にして亦塊を碎き。壺に納置。土器に入。武火もて俄に炒ば脹を末とし。砂糖を加へ。壺に藏め。用

る時湯に和し。幷或は饌とし食ふよし。和漢三才圖會に云。糒乾飯也。用レ糯煑レ飮晒乾粗磨去二頭末一。取二中等者一（中畧）。用二夏月一浸二冷水一喫之。奧州仙臺河州道明寺所レ作者最佳とあり。按に仙臺糒の如きは。素と軍用などに供する爲め貯蓄せし遺風なるべし。今尙軍用携帶に糧とす。【水飯洗飯】水飯は中古以來のﾆとなるべし。李部王記に云。於二栖霞寺一淸和第七親王一周忌設二講會一（中畧）講說畢而請二大納言及入禮大夫於瀧殿小坂一。進二水飯一と。宇津穗物語に云。宮おとゞなどまうけ給て後。すゐはんしてまゐる云々。源氏物語常夏の卷に云。いとあつき日ひんがしのつりとのにいて給てすゞみ給ふ。中將のきみもさふらひ給したしき殿上人あまたさふらひて。にし川より奉れるあゆちかき川のいしぶしやうのもの御まへにてゝうじてまゐらす（中畧）。おほみきまゐりひみづめしてすゐはんなどとりどりにさうどきつゝくふとあり。之れを花鳥餘情に干飯やうのものなりと云ひ。弄花にも干飯などの水漬と云ひ。細注には今の世にもあるひめと云ものと記し。孟津抄にはひめをあつくして冷水にて洗ひて冷汁にて食也など云ひ。各說區々なれども水飯は只た水に漬けし飯なるべし。宇治拾遺物語に云。今はむかし三條中納言といふ人ありけり（中畧）。長たかく大にふとりてなんおはしけるが。ふとりのあまりせめてくるしきまで肥給ひければ。藥師しげひでをよびてかくのみふとるをはいかゞせんとする。立居などするが身のおもくいみじうくるしきなりとのたまへば。重秀申やう。冬は湯づけ夏は水づけにて物をめすべきなりと申けり。そのまゝにめしけれと。たゞおなしやうにこえふとり給ければ。せんかたなくて又しげひてをめしていひしまゝにすれど。そのしるしなし。水飯食てみせんとの給て（中畧）。御だいに箸のだいばかりすゑたり。つゞきて御盤さゝげてまゐる。御まかなひの臺にすうるをみれば。御盤にしろき干瓜三寸ばかりきりて十ばかりもりたり（中略）大なるかなまりをぐしたり。みな御臺にすゑたり。いま一人の侍大なる銀の提に銀のかいをたてゝおもげにもてまゐりたり。金椀を給ひたれは。かひに御物をすくひつゝ高やかにもりあげて。そばに水をすこし入てまゐらせたり。殿臺をひきよせ給てかなまりをとらせ給へるに。さばかり大におはする殿の御手に。大なるかなまりかなとみゆるけしうはあらぬ體なるべし。ほしうり三きり許りくひきりて。五六ばかりやすらかにまゐりぬ。次に水飯を引よせて二たびばかりはしをまはし給ふとみる程に。おものみならせぬ。又とてたし給はす。さて二三度にひさげの物みなになれは。又提に入てもまゐる。しけひてこれを見て水飯をやくとめすとも。このぢやうにめさば更に御ふと

りなほるべきにあらずとて。にげていにけりとあり(是は身躰の肥滿を療せんが爲なれとも。水飯の樣を知るべし)。明月記嘉祿二年の條に云。六月十日。予歸レ廬不食無力之身入レ輿。忘二窮屈一。飯來之後前後不覺。只水飯許食レ之。辛苦鳴鷄之後付レ寢と。是等によれば極暑に煩悶せし時に臨み。飯を冷水に漬て食せしを云なるべけれ共。猶人々の好みにより或は干飯を熱湯にて和らけ。水に浸せしもあるへく。又暖飯を冷水にて洗て食せし類も皆水飯と云しなるべし。【湯漬飯】飯を湯漬にするを。江家次第御齋會竟日部に云。僧等入レ自二月華門一。徘二徊射場殿邊一。三獻居二湯漬一。箸下居二薯蕷粥一と。中右記天仁元年十一月二十三日。大嘗會の條に云。(上略)次頭爲茂(房イ)朝臣勸レ盃(注略)盃酌奉及本末座。次居二加湯漬一と。寶石類書に匡房卿天仁元年十一月記を引て云。攝政家所レ儲之湯漬諸大夫持來。西方殿上人居レ之云々と見え。明月記天福元年十二月の條に云。二十一日未時許長者僧正參賀之次之由被レ過差二湯漬一と。また後醍醐天皇日中行事に云。上のをのこども殿上にて臺盤おこなふ云々(中略)。湯漬などめしてみなたちぬ云々。湯漬をめす事有り。陪膳まゐりて御飯をわけて御湯の器に入て出せは。藏人御湯漬もちて參る。めしはてゝ御箸を御飯に立ていらせ給ふとあり。以上既に湯漬の名あり。然るを貞丈雜記に。湯漬は東山殿(義政)。御酒に醉せられしより始りし也といへるは誤なり。按するに。湯漬は甑蒸の飯に非ず。姫飯なるべし。今も吉凶ともに人を招きて。饗する膳部は皆湯漬なり。依之湯漬の時は先盃を出して。扨て湯漬を出すなり。御成の記に湯漬は義昭院殿御時。御一獻にて御食に御手のつかず。湯につけられあがり候わんずる由被仰候つる。御相伴衆まで湯に漬られ參り。是より湯漬世上に一段はやり候由一說也。故に湯漬の御汁并御まわりまでこしらへ樣。供御に(めしのとなり)無相違よし也云々。酌并記に云。湯漬の時は必先盃出る。めしの時はめしはてゝ盃出るなり。扨酒はてゝ銚子とり湯出るなり。湯漬の時も必後に中出べし。當世出ぬといふ沙汰あれとも。必出し候はで不叶也云々。又湯つけ食ふには先めしに湯をかけて食て。さいは一番に香の物よりくひ初る事同記に見えたり。ゆづけは右にある如く。飯に替る事なし。膳を出して直に湯桶を出すを。常の飯には替りたり。今世上に湯漬と云はさい數を少くするなり。本膳には汁を置かず。【蓮飯】荷葉飯は華實年浪草七月の部に云。此月十五日前人家各以二荷葉一裹二糯米飯一。載二鯖魚於其上一。親戚之間互相贈而祝レ之。是謂二荷飯一と。是等は前に述し白蒸にて家々祖先の靈を祀り。尙親族相互に之れを贈るは古風の存する所なり。又和漢三才圖會に。蓮飯供二考妣靈前一。又以贈二親戚一爲二禮式一。稱レ之曰二生靈祭一也。用二荷葉一包二蒸糯飯一。用二觀音草一縛レ之。以二佛名一爲レ好乎とあれとも。荷葉に包むは只其淸香を賞するまでなるべく。觀音草を以て縛するなどは。素より後世好事者の附會せし俗習なるべし。按ふに荷葉飯の起りは唐土に始りしことならんか。通鑑梁敬帝紀太年元年六月の條に云。甲寅少霽(少詩沼翻)覇先將レ戰。調二市人一得二麥飯一(調徒吊翻)。分二給軍士一。士皆飢疲。會陳蒨饋二米三千斛鴨千頭一。覇先命炊レ米煑レ鴨。人々荷葉裹レ飯。娓以二鴨肉數臠一(娓公渾翻以二鴨肉一蓋二飯上一曰レ娓。今江東人猶謂以レ物蒙レ頭曰レ娓。臠力兗翻)とあり。是れに由れは蓮飯の起る所は偶然にして。必ず佛に供する爲めにはあらさるべし(今も西京。大阪邊の割烹亭に蓮飯などゝ書たる招牌を揭けしは。何れも尋常の比目飯に荷葉を細かく刻みて之れを和し。尙は荷葉を飯器の內に敷き。之れに飯を容れしものなり。食法は之れを匙にて椀へ盛り。別の器に貯へし所の堅魚汁を灑きて食す。是れ蓮飯の異製なり)。【菜飯】菜飯は若菜の粥などより轉ぜしには非るか。此起る所未だ考へ得ず。阿庵物語に云。その時分は軍が多くて何事も不自由な事でおしやつた(中略)。朝夕雜水をたべておじやつた。おれが兄さまは。折々山へ鐵砲をうちにまゐられた。其時に朝菜飯をかしきてひるめしにも持れた。その時われらも菜飯をもらふてたべておじやつたゆゑ。兄さまをさいくすゝめて鐵砲うちにいくとあれは。うれしうてならなんだとあり(於庵は寛文年間八十餘歲にて死すとあり)。是れに由れは慶長以前既に菜飯の名あり。是は靑菜をたゝき刻み熱湯を灑き。之れを鹽と共に淡飯に和するなり。今淺草廣小路の割烹店に製するは。菜の葉の細刻したるを乾し。之れを白飯に和する一の異製なり。混する勿かれ。〇種々の飯。右の他に種々の名あり。盡く述るに遑あらず。因て只其名稱のみを記す。大豆飯。黑大豆飯(俗に甲子飯と云)。大角豆飯。小豆飯。蠶豆飯。豌豆飯。麥飯。眞に麥のみの飯もあれと。米と混合せしあり。又米飯に聊麥を交へ。之れにダシを灑きて食するあり)。粟飯。松茸飯。蕎麥飯(是れは眞の生蕎麥に味を付して飯に交るなり)。紫蘇飯。葉茶飯。蒟蒻飯。鹿尾菜飯。藤飯。苦杓飯。大根飯。甘藷飯。きらず飯。鴨飯。蠣飯。薩摩飯。鯛飯。鰻飯。あなご飯。五目飯。此他尙あるへし。」以上飯の考證は悉せりといふべし。尙重複もあるへけれど。一二の書に見えたるを參考のために下に載す。和漢三才圖會云。本綱炊二諸穀一。皆可レ爲レ飯。大抵皆取二粳秈粟米一者爾。禮記云。飯左居羹右居。按凡炊レ飯。新精米一斗淨淅用二水一斗一炊レ之。如二古米一者水增二二升一佳。或不レ拘二多少一。釜中水面泛二掌後節上一者爲レ準。尋常日用之飯也。」和訓栞云。めし今飯をいふは

みなしなつゝめたる詞也。或はめし物の器といへり。祝詞式に聞食と書り。此ときは食去聲眞韻に入れり。蝦夷には飯くふをゑもれといふ。萬葉集に食國をめし賜んといふも同し。」出羽にやはらといふ。」俗諺に千石萬石も食抔といふは。食前方丈不過飽の意也。老子經解に見えたり。」奈良茶食は東大興福の兩寺より起るといへり。」貞丈雜記云。飯の本式は强飯也。是は甑にて蒸て作る也。釜に入て煮たるをは姫飯と云也(姫とはやわらかなるゆゑなり)。海人藻芥に云。公家の御膳飯者强飯也。執柄家等如レ此。姫飯全分略儀也。但人々依二好惡一用レ之。强飯時湯は飯湯なり。而るに近代姫飯の時おもゆ參らせと召す。不レ叶レ理者歟云々。强飯といふは白こはめし也。赤飯と云は赤小豆を交たるこはめし也。此差別知らぬ人有。又胡麻鹽を古は黑鹽と云たるなり。京都將軍の時正月元日御こは供御の御祝あり。御ちから共云。年中恒例記貞陸自筆記。正月祝儀飾繪等に見えたり。其時御こは供御の御膳五迄參る。御こは供御に黑鹽を添て參る事大草流の書にあり。瓦礫雜考云。漢土の飯はこゝにて今たく飯と異りて。夜より米を水にひたし置きて。明の朝甑にて蒸もの也。こゝにて古の飯は强いひなりといへば。これまた漢土の如く蒸飯なるべし。節信又按ずるに。いにしへよりあさげゆふげといひて。ひるけといふこと聞えず。中飯は後世の事なるべし。海人藻芥に。毎日三度の供御は御めぐり。七種御汁二種也。御飯はわりたる强飯を聞召也と有(後世も供御はこはいひとみゆ)。武家の中飯は無下に近世のこと也。武者物語に北條氏康公の御前にて。嫡子氏政公御食の御相伴をなさるゝ時。氏康公御覽有て御なみだをながし給ふやうは。北條の家は我一代にてをはりぬるとの御也。氏政公は申に及はす。家老衆までこと〳〵く興さみがほにならるゝ。其後氏康公の給ふは。たゞいま氏政が食物用ふるを見るに。一飯に汁を兩度かけて食するなり。およそ人間はたかきもひきゝも。一日に兩度づゝの食なれば。これをたんれんせずといふことなし。一飯に汁をかくる積を覺えずしてたらざるとて。かされてかくることは不器用なり。朝夕なすわざをさへつもりならはざる間。一皮内にある人間の心底をつもり。人を目利せんことは未來永劫なるまじきなり云々。」嬉遊笑覽云。飯を臺といふ女房詞なるべし。源氏物語夕霧卷落葉の宮の不食なるを。御息所のすゝむる所おほとなふらなど。いそき參らせて。御臺なとこなたにてまゐらせ給ふ。ものきこしめさすときゝ給ひて。とかう手つからまかなひなほしなとし給へど。ふれ給ふへくもあらず(なほすとは裂むしりなとするにや。今も病人小兒なとにはかくしてあたふ。又切るといふ言を忌てなほすといふなり)。同卷夕霧の館の處。たれも〳〵御だい參りなとして。のどかになりぬるひるつかた。橋姫卷薰大將宇治より歸らむとする處。御かゆこはいひなどまいり給ふと有。こはいひは古の常の飯なれど。粥をいふ故にそれに對してかくいへるなるべし。和名抄糯糅和名比女。或說云非米非粥之義也とあれば。ひめは今世の常の飯とみえたり。御臺と御膳といふとおなじ。食は必らす臺に載るものなればなり。」近世奇跡考云。西鶴置土産(元祿六年板本)にいふ。近き頃金龍山(聖天町)の茶屋に。一人五分づゝの奈良茶を仕出しけるに。器物の綺麗さ色〳〵ととのへ。さりとはすゑ〴〵の者の勝手のよき事也。中々上がたにもかゝる自由なし云々。事跡合考に云。明曆大火の後。淺草金龍山(待乳山)門前の茶店に。始て茶飯。豆腐汁。煮染。煮豆等をとゝのへて。奈良茶と名づけて出せしを。江戶中はしばしよりも。金龍山の奈良茶くひにゆかんとて。ことの外めづらしき事に興じけり。それよりおひ〳〵さま〴〵の美膳店出來しより。いつしか彼聖天の山下の奈良茶衰微におよびたり云々(案にこれ江戶にならちやめしを賣るはじめなるべし)。さて又因に記す。日光山に於て毎歲正月行ふ所の强飯といふ一の例式あり。爰にいふ强飯はこは飯にあらず。飯をしひるの意なり。是は日光山のみにもあらず。江戶愛宕の圓福寺にもありしよし也。日光山志云。强飯當山御吉例の强飯。世に日光責と稱し。所々の別所に。日光責の道具を數品掛ならべ置り。捻り棒或は大なる烟管等を設く。むかし瀧尾へ地藏變じ來り索麪を乞けるゆゑ。地藏を責しより始れりといふ。當山强飯の事は。古實の法式とすることなりといふ。仍て高貴の御方へも。强飯の式をまゐらすることにて。御料理一通り相濟し折を見合て。强飯の式をおこなふ。先螺を吹立。物すごき形勢なり。夫より式を始め。唐銅の鉢へ飯の高盛を持出ることなり。例年正月御本坊にて下さるゝ事と聞けり。また大樂院にて歲晩御餅煉の節。此式を行る。當山古實の式ゆゑ。委は略せり」と見えしが。明治維新の後。かゝる事は廢絶せしならむ。

メダウ 馬道(又はメムダウ)は。宮中にて。馬を入るへき廡下の地を謂ふ也。鐘の響云。源氏桐壷に。又或時は。えさらぬめどうの戶をさしこめ。此方彼方心を合せて。はしたなめ。煩はせ給ふ折もおほかり云々。」此めどうと云者。細流に。切馬道に板を打渡して。かよふ道也と云る。よく當れる注なり。斯る者の上は。後々のおし量りよりも。さすがに昔の勝る事多かり。故今大內裏の間所の樣を。聊か縮圖して證すべし。大內裏圖考證。後涼殿。據二諸圖書一所二考定一後涼殿圖。此圖もて。馬道。又切馬道の樣を見へきなり。抑も斯る道ある事は。事ある時。宮中奥の間所

東簀子　東簀子　額間　東庇　東廂　納殿　馬道　納殿　南庇御膳宿　西庇　西庇　下御廚子所　上御廚子所之庇　立部　京兆圖此所在橋　此所諸圖異同俟後考　藏人所町家

迄。馬を引入れて。乘出ん爲の通ひ路なるを。常には横に厚板を敷渡し置て。廊と同く。通ひ道にはなしおくにぞありける。大鏡卷五云。太政大臣伊尹のおとゞ一條攝政と聞えき云々。みかど（花山院）。馬をいみしう興せさせ給ひければ。後涼殿のめだうより通はさせ給ひて。殿上人どもをのせて。御覽ずるをだに。あさましう人々思ふに。はては乘らんとさへせさせ給ふに云々。」同卷六云。右大臣道兼。此大臣は之大入道殿の御三郎。粟田殿とこそ聞えさすめりしか云々。けふの御悦申とゞめゝとおぼして。念じて内に參らせ給へるに。いと苦しうならせ給ひにければ。殿上よりは取出させ給はで。御湯殿の馬道の戶口に。御馬を召て。かゝりて北の陣より出給ふに云々。」などあるにて知へし。江家次第卷二十三云。興福寺供養堂前裝束。經₂中室西砌₁並上ㇾ階。經₂南砌₁到₂大馬道₁云々。又入車記。仁安二年九月九日。御節供調。儲₂東透廊馬道₁。同十月廿三日。南庭向ㇾ東。鈎殿馬道間。仰召由於□藏人。などある。是も見合すへし。から書にも。懿州府志卷四云。營建志乙丑。兵備副使李公宗。泗檄知縣高伯齡。關₂內外馬道₁云々。又瑯琊代醉編云。舊侚書令僕中丞。騶唱不ㇾ入₂宮門₁。止₂於馬道₁。注云。馬道許ㇾ人上ㇾ馬處也と見ゆ。之らは事の序でに引おく也。又めんだうとも云るは。榮花物語十八。根合云。三月十餘日。四條の宮わたらせ給ひぬ。せばくあつかはしきこゝちす。北の對をめんだうあけて云々。此外にも多かり。」嬉遊笑覽云。めだう。榮花（疑の卷）。道長公御殿造らせ給處。そなたを北南と。めだうをあけて。みちをとゝのへ作らせ給。また三昧堂を建らるゝ處に。中にめんだうをあけさせ給ひて。左右に僧房をたて。又根合の卷四條の宮に。わたらせたまひぬ。せばくあつかはしき心ちす。北對をめんだうあけて。西には中宮そなたのらうあけて。おはします云々。源氏（桐つほ）。えさらぬめだうの戶をさしこめ。又蜻蛉大將殿云々。めたうのかたのさうじのほそくあきたるより。やをら見給へは云々。枕草紙（身をかへたらむ人はの條）。ほそどのゝやり戶。いとゝうおしあけたれば。御湯殿のめだうよりおりてくる殿上人云々。和名抄。道路類辨色立成云。馬道（俗音米多宇）。向堂之道也。夏山雜談に。馬道とは禁庭にて。人のとほり道なり。馳道の記錄書のよしなりといへるはあやし。和名抄には。馳道と馬道とならび出て。異なるよし明らかなり。江次第七日節會頭書にも。馳道は輦の道南庭の中に有と云り。階の通りの正中なり。馬道は廊下なり。故に轉訛してめんらうともいへり。太平記（三十）。こゝの馬道。かしこの局には。聲もつゝまず泣悲む云々。又曾我物語（勘當免さるゝ條）。めんらうの塵うち掃ひ。又熊坂の謠曲に。爰の面廊。かしこのつまり云々。是を拾葉抄に。面廊とは檽現造りの拜の屋を

いふなる。爰にては座敷へ行所の廊をいふなるべしとは。何を心得たるにか。廊は社前ならでもあるものを。安齋隨筆めんらうは。面道なり。約めてめだうともいふ。馬道と書く。面は家の面なり。家の面の外廻りにある緣がはの事なり。廊下のごとく長くつゞく故。めんらうともいふ。但めんらうはめんだうの轉語なり。たとらと橫通の音なりといへど。これはいたく誤れるにや。音便にめんといへるを面と心得。それを正しとしたるより。こと〴〵く違へり。和訓栞に。繁露に比於馬道。馬道許人上馬處也といひ。和名抄云々。今なめんだうといへり。緣の事なりとぞいへるは。今の世緣がはのひさし垂木と。けたとの間を塞ぐ板をめんだうと云ふ（これは一間づゝ穴有ばめどゝいふにや）をのある。それをいふにや心得がたし。諸說いづれも明らかならず。殊に安齋の說緣がはをいふは。廊もめだうも。緣がはもけぢめなし。今いふ緣がはゝ簀子なり。廊はほそどの。上にも見えたる如く。對の屋なとにわたる爲に設く緣がはとは異なり。さてめだうは馬道にて。馬に乘るべき處をいふは。文字にてもしるへし。こゝに用ゐるところは異なれば。和名抄にもたゝ向堂之道といふを引り。往來すへき處の義に取て。家の內にありく處あるをいふ。彼廊なとよりおし通して。その道あるべし。これ今世入側といふ。疊敷たる緣のをと見ゆ（入側とは殿の內の緣かはといふ義なり）。これも古は板敷にて。疊は鋪ざるなるべし。甲陽軍鑑喧嘩仕置之條。武田の御殿は公方家の作法也。公方の屋形作りは第一諸人の付合に慮外なき事肝要故。諸侍伺候いたすに。緣ばかりあるくやうに造くり給ふは。中興鎌倉にて賴朝公より始りぬ。其後尊氏公右の圖を以て。都にて作り給ふ。屋形造りの樣子。人に緩怠なき爲なりと。これ入側にて即馬道なり。天香樓偶得曰。都會之處謂之馬頭。以地當水陸衝要。冠蓋商旅之所聚集。擧馬以槪車船。且擧馬頭以槪馬之全體也。同書又云。藝園雌黃云々。所謂棨者東西南北皆有之矣。故李華含元殿賦。又有風雨交四棨之說。棨爲屋櫓。即屋四垂也。又謂之楣。又之相屋梠兩頭起者爲棨。愚按棨之爲言爲棨。屋之四周也。又今人屋前再展一架。其名曰廊。其上或用接檐。或用重檐。意者前棨即類此乎。これ人の集ふ街たを馬をもて名とするを。今馬道を人の家の內往來する處の名に用ると似たり。又和訓栞になめんだうといへるは。家の內にいふことにはあらじ。建武元年の落書に。「四夷を靜めし鎌倉の右大將家の掟より。只品ありし武士も。皆なめんだうにぞ。今はなる」云々。又鴉鷺合戰物語（一條禪閤文明八年奧書あり）。畿內近國の勢はせ集り。在々所々なめんたうに。爰に一手。かしこに一手。一騎一黨一家。いへ〳〵の幕の紋おもひ〳〵の相しろし。野山にみち〳〵たり。夏山雜談に。めんだうなるといふ諺は。箸といふをなるにや。田舍にては箸をめんどうと云。箸をとるに三反して。一爻をなし。十八反して卦をなすなり。其仕樣の因循なればめんどうなる事と云ふ俗言に出たる成べしといへるは非なり。源平盛衰記（二十一、箭だうなと云ふことば有り。小坪合戰條に。藤平實光。和田小太郎に故實をいふ處。敵一人をあまたして射ること有べからず。箭だうなに相引して。あやまちすな云々。太平記（十四。十七）にもみゆ。十七の卷山門せめには。遠矢な射そ。矢弊にと。文字かくの如し。此たうといふを。上にいへると同じ語と聞ゆ。是を今江戶の詞にいはゞ。箭たうなは箭だくなゝり。めんだうは眼だくな也。たうなといふ意は費なる事をいふなり（今俚語にむだといふはめだと同じ。めだなめつたともいふ。是即ちめんだうのつゞまりたる語と聞ゆ）。されば作のなめんだうは。名めんだくにや。目めだくなに繁多なるなり。又和訓栞に。盛衰記に上ちうなりとも。契は人によるべからず。たとへ下らうなりとも。むすめがみするめんだうなりと見えたり。又めんどいとも云ふめれは。目厭の義なるべしと云へるは未然らず。不角が矢の根鍛冶後集（上）。泣々膝へもたれかゝりし逢だうな子の木像の京下り」（會津遊鷄）。轉りては厭の意にも用る歟。拾遺集。國もち「宮つくるひたのたくみのてをのおとほど〳〵しかるめをも見しかな」めを見すると云こと。異本保元物語に。大庭平太景義。爲朝に膝ふしを射られしを。大庭弟景親がすくふ處に云く。他人は誰か助け申さん。朝暮こめみせ玉ひつるは。いかゞこり玉ふかと云ければ云々とあり。小目みするとは常に辛くあたれるを云。この目をみると云は。古言なり。伊弉册尊黃泉に吾に辱見せ給ふとの玉ふをあり。又馬頭と云は。通鑑唐穆宗記に。上於黎陽馬頭。爲度河之勢。胡三省曰。附河岸築土植木夾之至水次。以便兵馬入船。謂之馬頭。かゝればむれと兵馬の爲に。設しやうなれど。さばかりにもあらず。」馬道のこと。右擧くる所にて。大概を知るへし。今世は宮殿の制も。大に古昔に異なれは。又馬道などの設けなし。

メツケ　監察。（オホメツケを見よ）

メブ　キチジヤウ　馬部吉祥。貞丈雜記に云。馬部吉祥といふ役も。盛衰記卷二十五（小督局の事の條）。馬部吉祥二三人留置く云々。下賤雜役の者なるべし。詳ならず。馬部吉祥の事既に前にも記す。馬部は廐の舍人の別號なるへし。廐の仲間にて。馬の口取などする者也。吉祥又吉上とも書也（古今著聞集）。是は皆假り字也。愚按には黃仕丁なるべし。黃色は無位の者の服の色也。仕丁はめしつかは

ろゝ者の事也。無位にて黄色の狩衣着る下部の者の事なるべし。

メミエ　謁見とは。貴人に面會するを云ふ。又雇人の始めて主人に對面し。試驗を受くるを目見得と云ひ。三日間目見得中など云へり。轉じて貴人に面會し得る資格を云ふ。維新以前は下官は君主に謁するを得ず。德川氏の時將軍に謁し得る官吏をお目見得以上と云ひ。謁し得ざる下吏をお目見得以下と云ふ。以て其の間格段なる區別をなせり。席順の條下に委し。

メム　假面。又おもてと云ふ。假面の原始は。得て知るへからすと雖も。古昔高麗國より隋唐の舞樂傳來せしより。舞樂にも假面を用ることゝなり。其後神樂。猿樂能等にも假面を用ふるに至りたるにより。兒童の玩具などにも。亦た種々異相の假面をつくるなり。而して其種も亦少なからす。嬉遊笑覽云。めんかたとは湯桶よみなり。著聞集(十二)小盜の條に。面がた一つありけるは。其面をして顏をかくして。夜な〳〵强盜をしけるなりけりと有。おもてかたと讀べし。鎌倉職人盡歌合。猿樂の歌「いとつるゝわれとはさらに見えじとて。おもてがたをもきまほしきかな」。【般若面】は尤草子ひろき物あはうのはなはんにやのめんの口といへり。怖ろしき女の面を般若といふ。般若心經頌鈔云。飜般若云。智慧其體也。淸淨不レ受ニ諸妄染ニ云々と見えて。智慧といふをの梵語なり。鬼女の面をはんにやといへるは。言の轉りたるなるべし。そのもと謠曲より出づ。葵上に怨靈行者が加持する誦文を聞て「あらおそろしの般若聲や」と有り。大般若波羅密多。第五百七十八。船若理趣分曰。菩薩摩訶薩摧ニ伏一切魔怨ニとみゆ。般若の聲に怕れたる怨靈が着る面を。やがて般若坊といひし者の製造となむ。般若坊は南都の僧とか。是によりて鬼女の面をはんにやといふとぞ。又同じ家に三光といふ尉の面あり。これも三光坊とて。三井寺の僧の作といへり。然らば老翁の面を三光といはざるはいかゞ。其角が錦繡緞に。鬼女の面は般若あだち女とて。古來より角ある面なり。黑塚の能の位におもひ合せ侍れば。全く一念の鬼女といふにはあらず。たゞ魍魎のたぐひなるべしとて。源助(出目源助なり)に申てあたらしく角なき面をうたせけるは。時にとりての工みならんやと申されしにいふは。誠かといへる兼盛の謠も。思ひやりたるやと。雜談して。雨吟の物ずきにはなしぬ。「黑塚のまをこもれり雪女。其角」。「蹶あげ目にたつ白革の足袋。沾蓮」。云々とあり。此事いつの頃なるか。元祿中の俳諧なり。諸藝太平記(四)。張貫の般若の面。雨にうたれしをみるやうに。天晴芝居のみせ物したらば。直打のある男云々。耳袋に。金剛大夫家に。【金剛といへる面】あり。是は古き仁王の顏を面に拵らへたるなり。其の太夫はこれが祟りにや。鼻を損じけるとかや。右の面は京都の一古寺に納めおき。代替に一度これを拜することゝなむ。【乙御前の面】今おたふくといふは。多福の義にとる歟。略きておふくなどもいふめり。これを世に山谷集四休の語の內。麁茶談飯飽即休。三平二滿過即休とあるを三平は兩の頰と鼻をいひ。二滿は額と頤とにて。乙御前の事なり。此說古く聞えたれども非なり。平は心安らかにして。滿はたらはぬをなきなり。三と二は大數をいふなるべし。【天狗の面】謠にかける者。古くは鳥の嘴の如くなりし。鼻の長きは狩野元信。僧正坊を畫きしより起れり。其圖今に鞍馬山にあり。假面に鼻の長きは。胡德樂の面なり。又王の鼻といふは。猿太彥なりといへり。俳諧馬鹿慇懃と云書あり。其返答に破詈魔といふ書あり。及その拾遺を非兔路といふ。その內に「木高くて赤きや王のはな。柘榴。」。訛言云。いづれの君のをにか。尤憚ある事なり。陳云。この王の鼻は御靈殿の祭やらんに。かつげる面なり。されば此頃の小歌にまで。あかび物そろへの內へいれは。人あまれくにれり。只末社の神ぞ云々(赤い物揃への小歌は聚樂城普請の時の歌なり。その內に王のはな有り。尤の草子に出つ)。按るに。元信が天狗の像は。胡德樂の面などによりしもの歟。今神祭にみる猿太彥の面なり。是王のはなとて古くよりありしものならば。元信が工夫奇とするに及ばず。王のはなは元信の畫より後なるべし。今鼻の長きを大天狗。嘴尖りたるを小天狗といへるは。何をぞ。帝京景物略云。紙泥ニ面具ニ曰ニ鬼臉鬼鼻目ニ。染ニ鬚鬣ニ曰ニ鬼鬚ニ。これは鬼の面の。あるは鼻の大なる。あるは目の大なる毛の色のさま〴〵なるもの種々有なり。胸算用(元祿五年)。五文の面張貫槌ひとつにてといへるは。大黑の面はりぬきなり。【しほ吹】嘴龍工隨筆に。今童の弄びに。口の尖りたる面は。鎌倉鶴が岡の拜殿に。海よりあがりたるとて。しほ吹と名付たる面あり。是を學びたるものとおもはるといへり。しほふきは小ばかといふ。介潮の干潟にありて。口を閉る時。水はじきの如く潮をふく。假面のしほふきは。其義をしらず。これうそふきを誤りとなへしものか。嘯く面のおかしげなるなり。鷹筑波集(二人名はいかい)。「見たもなきうそふく貌はさん三郞。月の夜ふろに垢をかく助」。山崎美成の說に。大江戶に古蹟多かる中にも。今に古物を存したる舊蹟は淺草寺なるべし。鐘銘は至德四年なり。且境內に西佛の古碑あり。每年六月十五日の祭禮に用ふる古面には。元久三年の年號あり(中畧)。淺草寺には。一年の中に七十五度の行事あり。その中三月十八日。田樂をどりと。六月十五日の神事舞は。古風を存して。そのかみの手ぶりを觀る

に足れり。ことに神事舞に用ふるところの古假面。すべて六つあり。その最ふるきものを。翁太夫といひて。元久の年號あり。次に三人太夫と稱する假面三つあり。これは三社權現なるよしいへり。この外猿田彦大神。および福女の假面あり。おもふにこの福女は。鈿女命なるべし。その神事は。神官田村氏の職掌るところにして。六月十五日午の時。社家五人この假面をきて。馬上にて二王門を入りて。本堂の前なる舞臺の西の方より本堂のうしろをまはりしころに。神官配下の社家二人をつれて。これも二王門より入りて本堂をめぐり。三社權現にいたり。祝詞をよみ。柏板をもてるもの六人。舞臺にのぼりて舞ふ。この舞をはりて階をくだり。御供所の内よりおの／＼傳法院へ入る。次に神官及び社家二人とゝもに舞臺にのぼり。その一人は幣と錫杖を手にとりもちて。舞曲あり。また劔の舞あり。この二段を翁太夫の舞とて。かの元久の古假面をきて舞ふなり。この舞をはりて後に。三人太夫の舞あり。毎年六月十四日祭禮の前日。田村氏にて舞の稽古あり。過し文政甲申の年。谷文二とゝもに。田村氏にゆきて。舞をもかの古面をも見ることを得たり」とあり。又安政年間に至り。淺草市。其外に。肉色の三平二滿(オタフク)女假面を商ふ事を始む。又福耳のおたふく面となづけ。耳の付たる三平二滿の假面。神田雉子町なる高矢郡次といふ人の工夫にて。天保中。神田社の年の市に售はせけるが。一旦すたれ。又この頃所々に商ふを見たり(武江年表安政六年の條)と見ゆ」とあり。

【假面彫刻】假面は始め。樹の鋸屑を堅め。布を以て覆ひて打ち。其の上を漆にて塗りたる者なるへし。故に之を作るを面を打つと云ふ。彫刻するは後の事にや。横井時冬日本工業史に曰ふ。足利氏より豐臣。德川氏の交。猿樂の行はるゝにつれて。假面の彫刻必要となり。義政のとき文明中。三光坊いづ。これよりさき假面の彫刻には【十作】(日光。彌勒。夜叉。福原文藏。石川龍右衛門重政。赤鶴吉成。日氷宗忠。越智吉舟。小牛清光。德若忠政)。【六作】(増阿彌久次。福來石王兵衞。春若。寶來。千種。三光坊)など稱するものありしかど。其年月詳ならず。三光坊の門より次郎左衛門滿照(三光坊の甥越前府中の人越前出目といふ)。上總介親信(近江淨津の人近江井關といふ)。大光坊幸賢(越前平泉寺の僧)の三人いでゝより。つひに假面彫刻をもて專業とするものあるにいたれり。大光坊幸賢の門より是閑吉滿いで。上總介親信の家より河内大椽家重いづ。是閑はじめ大野に住し。後京師に移り。豐太閤の寵をうけて天下一の名譽を得たり。世これを大野出目といふ。河内は親信の孫備中椽(名不傳)の子にして近江に住し。後江戸に移れり。この二人いでゝ假面の彫刻を一新せり。ことに河内は彩色に妙を得しかば河内彩色とて賞せらる。又この人打彩色をも工夫せり。其後元祿中。古元休滿永(次郎左衛門滿照の孫秀滿の子)の門より兒玉滿昌いでゝ一家を起し。つひに河内以來の名工と稱せられぬ」とあり。嬉遊笑覽に江戸鹿子を引て。日比谷壹丁目出目源助面打とあり。今の源助町なり。今の能に用ふる面の事。「謠と能」に見ゆるを左に抄す云く。シテ又はシテヅレの顏に掛くるものを面といふ。種類左の如し。【老翁】○白式。翁。○小尉。高砂老松弓八幡の類。○朝倉尉。白樂天竹生島の類。○小牛尉。養老春日社神の類。○笑尉。融阿漕兼平の類。○三光。八島忠度の類。○皺尉。輪藏西行櫻の類。○惡尉。源太夫の類。○鼻瘤惡尉。玉井大社の類。○茗荷惡尉。張良寢覺の類。○大惡尉。玉井水室の類。○石王兵衞。放生川。○重荷惡尉。戀重荷にのみ用ふ。【老女】○姥。高砂ツレの類。○老女。當麻卒都婆小町の類。○山姥。山姥にのみ用ふ。【男】○中將。雲林院通盛の類。○平太。箙兼平の類。○邯鄲男。邯鄲および高砂の後の類。○蛙。阿漕善知鳥の類。○頼政。頼政にのみ用ふ。○俊寛。俊寛にのみ用ふ。○童兒。天鼓の類。○慈童。田村小鍛冶の類。○痩男。阿漕通小町の類。○若男。女郎花の類。○十六。敦盛經政の類。○今若。經政知章の類。○大喝食。自然居士の類。○小喝食。花月の類。○粟男。志賀項羽の類。【女】○小面。熊野松風の類。○若女。上に同じ。○深井。角田川富士太鼓の類。○增。羽衣龍田の類。○曲見。百萬柏崎の類。○近江女。黑塚海人の類。○痩女。定家砧の類。○生成。鐵輪に用ふ。○橋姫。上に同。○泥眼。葵上鐵輪の類。○增髮。玉葛の類。【神佛仙人】○大天神。藍染川の類。○小天神。大會の帝釋。舍利の韋陀天の類。○三日月。養老の後の類。○不動。調伏曾我に用ふ。○雷。雷電に用ふ。○一角仙人。一角仙人に用ふ。【鬼畜天狗の類】○般若。葵上道成寺の類。○獅子口。紅葉狩土蜘蛛の類。○獅子。石橋に用ふ。○釣眼。加茂嵐山の後抔に用ふ。○大飛出。嵐山江島の頭。○小飛出。小鍛冶鷹の類。○熊坂。熊坂烏帽子折に用ふ。○長靈癋見。熊坂第六天の類。○猿癋見。鷹の類。○大癋見。鞍馬天狗善界の類。○小癋見。皇帝照君の類。○黑髭。春日龍神九世戸の類。○野干。小鍛冶の類。○鷹。鵺の類。○鵺。殺生石羅生門の類。○怪士。舟辨慶船橋の類。○眞蛇。道成寺に用ふ。○鷺。鷺に用ふ。○猩々。猩々に用ふ。【盲目】○蟬丸。蟬丸に用ふ。○景清。景清に用ふ。○弱法師。弱法師に用ふ。右の外にも種々あれど何れも替面もしくはツレ面なれば。こゝに略しぬ」とあり。三番叟の被る黑式の如きは。所謂ツレ面なり。【神樂に用ふる面】は大黑。惠比須。翁。黑尉。尉。姥。尊。惡神。山神。龍神。魔神。痩男。痩女。鈿女。大天狗。小天狗。外道。馬鹿。

潮吹。ひよつとこ。鬼。般若。なま成。狐。河童等あり。三溪按するに。神樂の面は。其の容貌決して想像的に作りし者に非ず。天孫の面の蒼白にして眉宇を鬱めたるは。大八洲の經營に思を焦したる容貌なり。山神の黑きは大山祇神の膚色の黑かりしを證し。天狗の面の赤きは猿田彦神の面の赤かりしを證し。海神の金色なるは。古史に海を渡るを海を照して來ると書し。又赤玉は緒さへ光ると豐玉姫が歌へるにも叶へり。外道が來りて劔璽寶物を盜むは。蒼蠅なす葦原の惡神を示し。天孫に歸服せる種々の蠻民の容貌奇異にして。而も其の知識の足らず。常に愚昧なる擧動をなしたるを示し。大國惠比須の面の耳大なるは。出雲人種の大國主事代主が容貌を表するの類。面として名稱は變じたれども。各〻據どころあるものと信ぜらる。俗に天狗と云ふは。猿田彦。俗にお龜と云ふは。鈿女命。翁と云ふは鹽土翁。般若と云ふは伊奘冉尊。惡神と云ふは八十梟帥。熊襲梟帥なるべきのみ。【玩具の面】神樂の面と同じものゝ外。桃太郎。朝比奈。猩々。金太郎。猿等あり。(舞樂の面はマヒショウゾクを見よ)

メムクワ　棉花。(モメムを見よ)

メムコ　面子は。小兒の玩具にて。之を地上に置き。相打ちて返りたるを負とし。勝たる者其の面子を取の戯をなとし。又線を引きて線より出されたるを負とし。次に鉛す(アナイチ參看)。その面子は種々の品にて作れど。土燒なるを古しとし。次に鉛製のもの出來。明治二十年頃。ボール紙に畫紙を貼りたる者出來たり。最も古き面子は匾圓形にて。表に役者の紋などを彫りたり。次に來りしは裏面は平らかにして。表面は鬼。お龜。天狗等の面を彫り。又は武者の全體を彫りたるもあり。後に之を鉛にて製し。後には之を極て薄きものとなし。又は專らボール紙のもの行はる。嬉遊笑覽に云く。今小兒玩物のめんがたは面模也。瓦の模に土を入れてぬくなり。また芥子面とて。唾にて指のはらに付る小き瓦の面ありしが。今はかはりて錢のやうにて。紋形いろ〳〵付たる面打となれり。元祿の頃。若葉合と云ふ歌仙の内

土の面子

甲

乙

甲種は表を赤くすれば裏面を赤く塗り。又裏面を黑くすれば表面を赤く塗れり。又綠又は靑に塗りたるものあり。乙種は全體を赤く塗りたると黑く塗りたるとあり往々金箔を置けり。乙種には鉛製のものあり

に。常陽「花をどり指人形の輕はづみ」。彼けし面は指人形の爲に作れる也」とあり。

メムシ　綿絲。(モメムを見よ)

メムソ　免租とは。田租の免除をいへり。徃古仁德天皇以來。歷朝免租の制を見るに。風雨水旱凶荒及兵亂等は勿論。御即位改元建都行幸等に係る免除にして。其他孝子節婦の操行を嘉みし。之を旌表するに終身其田租を免する等あり。これ等元と特典に出でたるものといへとも。當時免租の恩典極めて多端なり。就中仁德帝の如きは。尤も國史に稱揚して措かざる所たり。降て足利氏以降に至りては。免除のこと甚た稀なる事と見えたり。租稅志。仁德天皇四年より靈元天皇(將軍德川綱吉)の天和二年まて凡千有餘年に渉ん。免租の沿革を叙したれば。今左に之を揭く云々。上古貢租蠲免の典得て徵す可らず。仁德天皇大仁の擧有しより。歷世斯典有り。其所由を尋るに。御即位改元建都造宮行幸。並に大嘗會祥瑞豐稔凶災疾苦軍事兵亂孝子節婦等の爲に之を擧行せらる。而して凶災の爲めにするもの最も多しとす。蓋し雍熙の化上下同體以て吉凶憂樂を偕にするに出るなり。抑も當時世質事簡にして倉庫餘り有り。且慶賀給與賑救褒賞等。一切貢租を減免して以て之に充つ。免租殊に多き所以なり。而して損田により其租を減免するは。特典に異なりと雖も。亦凶災免租の事に屬す。因て併せて之を取り。年序に隨て以て錄載す。看者宜く參看すべし。」仁德天皇四年三月二十日詔。今よりの後。三載に至るまで。悉く課役を除き。百姓の苦を息へよ。是日より始て黼衣鞋履弊盡せされは更に爲らす。温飯煖羹酸餧せされは易へす。心を削し志を約し。以て無爲に從事す。是を以て宮垣崩れて而して造らす。茅茨壞れて以て葺かす。風雨隙に入て衣被を沾し。星辰壞れより漏れて床褥を露す。是後風雨時に順ひ五穀豐穰。三稔の間百姓富み寛かに。頌德既に滿ち炊烟亦繁し日本書紀。古事記。按書紀に云。四年二月甲子。天皇群臣に詔して曰く。朕高臺に登て以て遠く之を望むに。煙氣域中に起たす。以爲ふに百姓既に貧くして。而して家に炊者無きか。朕聞く古聖王の世には。人々德を詠するの題を誦して。家々康哉の歌有り。今朕億兆に臨て玆に三年。頌音聆へす。炊煙轉た踈なり。即ち知る五穀登らす。百姓窮乏するを。封畿の內尙ほ給せさる者あり。況や畿外諸國をやと。是に至て遂に斯恩典を煥發せらるゝなり)。」七年九月。諸國悉く請て曰く。課役並に免して既に三年を經たり。此に因て以て宮殿朽壞し。府庫已に空し。今黔首富饒にして遺ちたるを拾はす。是を以て里に鰥寡無く家に餘儲あり。若し此時に當て稅調を貢して。以て宮室を修理するに非されは。懼くは其れ罪

を天に獲んと。然とも猶之を忍て聽さす（日本書紀。按本文課役を免す云々。又税調を貢す云々。蓋し課は田租の類を謂ふ。役は庸役にして。調は貢調なり。是時租庸調の目未だ定立せずと雖も。三事自ら已に備ること知るへし。書紀に云。七年四月辛未朔。天皇臺上に居て而して遠く之を望むに。烟氣多く起つ。是日皇后に語て曰く。朕既に富めり豈愁有んや。皇后諮ふ。何をか富めりと謂ふ。天皇曰く。烟氣國に滿つ。百姓自ら富む。皇后言ふ。宮垣壞れて而して修るを得す。殿屋破れて衣被霑す。何をか富めりと謂ふ。天皇曰く。其れ天の君を立る是れ百姓の爲なり。然らは則ち君は百姓を以て本と爲す。是を以て古の聖王は一人飢え寒るときは。顧て身を責む。今百姓貧きは朕か貧きなり。百姓富むは朕か富むなり。未た百姓富て君貧きこと有らさるなりと。此に至て諸國悉く課役皆に復せんことを請へとも。猶之を聽されす。歟計七年にして十年十月に至り。始て課役を科して。以て宮室を構造す。是に於て百姓老を扶け。幼を携へ。材を運び簣を負ひ。日夜を問はす力を竭して爭ひ作る。是を以て未た幾時を經すして。而して宮室悉く成ると云ふ）。」天智天皇五年七月。大水あり。是秋租調を復す（日本書紀。按賦役令義解に云。復は復除なり。集解に云。免縱なり。要余く免除するを謂ふ。是條恩典闔國に及ふと。一方隅に止ると明徵する所無し。姑く之を闕如す）。」天武天皇十年八月十日。三韓諸人に詔して曰く。先日十年の調税を復すること既に訖る。且加以す歸化の初年倶に來るの子孫は。竝に課役悉く免す（日本書紀。按賦役令に云。外蕃の人投化する者は。復すること三年と。凡そ歸化の者は十年。其家人奴婢放たれて戸貫に附く者は。復すること三年と。特に恩恤を加へて之を撫按するなり）。」持統天皇四年九月十一日詔。朕將に紀伊に巡幸せんとするの故に。今年京師の田租口賦を收ること勿れ（日本書紀。類聚國史）。」文武天皇元年八月十七日。今年の田租雜徭竝に庸の半を免し。又今年より始て三箇年大税の利を收めす。高年老人に加恤す（續日本紀。類聚國史。按是月朔日。天皇禪を受け位に即く。恩典蓋し之に由るなり）。」閏十二月七日。播磨。備前。備中。周防。淡路。阿波。讃岐。伊豫等の國飢ゆ。之を賑給し。又貸税を收ること勿らしむ。」三年三月九日。河內國白鳩を獻す。詔して錦部郡一年の租役を免す。又瑞を獲る人。大養廣麻呂の戸に復三年を給ふ。」大寳元年十月九日。當年の租調竝に正税の利を收ること勿らしむ。唯武漏郡は本利竝に免す。」二十日駕に從ふ諸國の騎士。當年の調庸及び擔夫の田租を免す（以上續日本紀。類聚國史。按此二條の恩免。紀伊國武漏の溫泉に行幸あるに由るなり）。」二年四月八日。飛驒國神馬を獻す云々。百姓に復三年を賜ふ。又諸國今年の田租を免し。竝に庸の半を減す。」十月十日。太上天皇（持統天皇なり）參河國に幸す。諸國をして今年の田租を出すこと無らしむ（續日本紀。類聚國史）。」凡そ田に水旱蟲霜不熟の處あらは。國司實を檢し具に錄して官に申せ。十分にして五分以上を損せは租を免せ。七分を損せは租調を免せ。八分以上を損せは課役倶に免せ。若し桑麻損し盡きは各調を免せ。其已に役し已に輸すは。來年を折することを聽るせ（賦役令）。」慶雲元年五月十日。備前國神馬を獻す。西樓の上慶雲見ゆ。詔して天下に大赦し。改元して慶雲元年と爲す。高年老疾竝に賑恤を加ふ。又壬寅（大寳二年を謂　）の年以往の大税及び神馬を出す郡に當年の調を免す。」十月五日。詔有て水旱時を失ひ。年穀稔らさるを以て。課役竝に當年の田租を免ず。」元明天皇慶雲四年七月十七日。天皇位に大極殿に即く。詔して曰く云々。京師畿內及太宰所部の諸國には今年の調。天下の諸國には今年の田租を復せよ。」和銅二年十月二十八日詔。比者都を遷し。邑を易へ。百姓を搖動す。鎭撫を加ふと雖も。未た安堵すること能はす。每に此を念て朕甚た愍む。宜く當年の調租竝に悉く之を免すへし。」五年九月三日詔。云々。伊賀國司阿直敬等獻する所の黑狐。即ち上瑞に合ふ云々。瑞を出す郡に庸を免し。瑞を獲る人戸に。復三年を給ふ。天下諸國今年の田租竝に大和河內山背三國の調竝に之を原免せよ。」七年十月朔日。美濃。武藏。下野。伯耆。播磨。伊豫の六國。大風屋を發く。仍て當年の租調を免す。」元正天皇靈龜元年九月二日。禪を受て位に大極殿に即く。詔して曰く。云々。粤に左京職より貢する所の瑞龜を得たり。臨位の初天嘉瑞を表せり。天地の貺施酬ひさるへからす。其れ和銅八年を改て靈龜元年と爲せ云々。天下今年の租を免せよ。」養老元年九月二十二日。不破。當耆二郡。今年の田租及び方縣。務義二郡の百姓行宮に供する者の租を免す（以上續日本紀。類聚國史。按此月二十日。美濃國當耆郡多度山の美泉に幸す。故にこの免租あり。次條亦同し）。」二十七日。志我。依知二郡今年の田租及び行宮に供する百姓の租を免す。」四年三月十七日。太政官奏す。百姓の間。稻を貸ふ者。多く還す可きこと無きに緣て。頻に歲月を經たり。若し切に徵すことを致さは。因て即ち逃散せん。望請ふ養老二年以前を限り。公私を論することなく。皆放免に從はん。庶くは貧乏の百姓をして各家業を存せしめん云々。望請ふ逃て六年以上を經。能く過を悔ひ歸る者は復一年を給ひ。其產業を繼かしめんと奏す。之を可す（以上續日本紀。類聚國史）。」十一月二十六日勅。陸奧。石背。石城の三國は。調庸竝に租之を減せよ。唯遠江。常陸。美濃。武藏。越前。出羽の六國は征卒及び厮馬從

等の調庸幷に房戸の租を免せよ(類聚國史。按續日本紀本年九月の條に。蝦夷反亂云々の事有り。今此文を考ふるに。蓋し其時軍旅を興し。兵馬を出だすの地及び軍旅留滯の地。人民の勞を慰する爲に此恩免有るか)。」六年八月十四日詔。聞か如きは。今年雨少なく禾稻熟せす。其れ京師及び天下諸國當年の田租並に宜く之を免すへし。」七年十月二十三日詔。今年九月七日。左京の人紀家獻する所の白龜を得たり云々。是に知る天地の靈貺國家の大瑞なることを云々。龜を出す郡は今年の租調を免せよ(續日本紀。類聚國史。按儀制令に云。凡そ祥瑞の應見麟鳳龜龍の類の若き。圖書に依るに大瑞に合へり。隨て即ち表奏せよ。)」聖武天皇神龜元年十月十六日。紀伊國の百姓今年の調庸。名草。海部二郡の田租咸く之を免す(續日本紀。類聚國史。按五日紀伊國の行宮に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」三年九月十三日詔。今秋大に稔し民產豐實す。天下と茲歡慶を共にせんことを思ふ。宜く今年の田租を免すへし。」天平元年八月五日。天皇大極殿に御し詔して曰く云々。是を以て神龜六年を改て天平元年と爲し。而して天下に大赦せよ云々。又左右兩京今年の田租。在京僧尼の父今年出す所の租賦。及大宰府に到る路次驛戶の租調。神龜三年より已前の官物未納は皆免せよ云々。又諸國の天神地祇は宜く長官をして祭を致さしむへし。若し限外應に祭るへき山川有らは祭ることを聽るし。即ち祝部に今年の田租を免せよ。」三年八月二十五日詔。聞か如きは。天地の貺ふ所。豐年最も好し。今歲登稔す。朕甚た之を嘉す。天下と共に斯慶を受けんことを思ふ。宜く京及び諸國今年田租の半を免すへし。但淡路。阿波。讃岐。隱岐等の國の租。並に天平元年以往公私未納の稻は。咸く之を免除せよ。」六年三月十六日云々。難波宮に供奉する東西二郡。今年の田租調自餘十郡の調を免す(以上續日本紀。類聚國史。按十日難波宮に行幸あるに由るなり)。」四月三日。河內國安宿。大縣。志紀三郡。今年の田租を免す。竹原井の頓宮に供するを以てなり。」二十三日。諸道の健兒儲士選士の田租。幷に雜徭の半を免す。」八年十月二十二日詔。聞か如きは。比年大宰管する所の諸國公事稍繁く勞役少からす。加以す去冬疫瘡して男女總て困み。農事廢すること有て五穀饒ならす。宜く今年の田租を免して。民命を續かしむへし。」十一月十九日。詔して京四畿內及び二監國今年の田租を免す。秋稼頗る損するを以てなり。」九年八月十三日詔云々。春より已來災氣遽に發し天下の百姓死亡實に多く。百官人等闕卒少からす。良に朕の不德に由て此災殃を致す。天を仰て慙惶し。敢て寧處せす。故に百姓を優復し。存濟を得せしむへし。天下今年の租賦及び百姓宿負の公私稻を免し。公稻は八年以前。私稻は七年以前を限とせよ。」十年十月三日。京畿內芳野和泉監。今年の田租を免す(以上續日本紀。類聚國史。按是歲正月立儲の事あり。免租或は之に由るか)。」十二年六月十五日勅。朕八荒に君臨して。萬姓を奄有す。薄を履み朽たるを馭して情覆育に深し。衣を求め。寢を忘て。切に理恒を納る。念ふに何そ上玄に答へん。人民休平の樂あり。能く明命に稱ふて國家寧泰の榮を致せり云々。宜く天下に大赦すへし云々。天平十一年以前。公私負ふ所の稻悉く皆原免せよ。」十一月四日。和遲野に遊獵し。常國今年の租を免す。」十三年八月十五日。佐渡國去六月より今月に至るまて霖雨止ます。民產を傷ることあり。當年の田租調庸を免す。」九月四日。左右京百姓の調租四畿內の田租を免す。遷都に緣てなり。」十四年十一月五日。左右京畿內今年の田租を免す(以上續日本記。類聚國史。按是歲九月大風雨。宮中屋墻及び百姓の廬舍を壞る。免租或は之に由るか)。」十五年九月二十一日。甲賀郡の調庸畿內に准して之を收む。又當年の田租を免す(續日本記。類聚國史。按七月近江國紫香樂宮に行幸あり。免租蓋し之に由るなり)。」十七年四月二十七日。詔して巡察使の上奏に依て。天下諸國去年の田租を原免す(續日本記。類聚國史。按前年九月勅して。巡察使を畿內七道に遣はし。郡國官司の不法私曲を糺糾せしむ。上奏蓋し之に由るなり)。」十八年三月七日勅。右京の人尾張王白龜一頭を獲たり云云。實に大瑞に合へり云々。宜く天下六位以下皆一級を加へ。孝子順孫義夫節婦。及び力田の者に二級。唯正六位上は當戶今年の租を免し。其龜を進る人は特に從五位下に叙し。物を賜ふこと例に准し。龜を出す郡は今年の租調を免すへし。」十九年七月七日詔。去し六月より京師亢旱す。是に由て幣帛を名山に奉し。雨を諸社に祈る。至誠驗無くして苗稼燋凋せり。此れ蓋し朕の政教民に不德なるか。宜く左右京今年の田租を免すへし。」二十年十月二十八日詔。京畿七道諸國の田租を免す(以上續日本記。類聚國史。按四月太上天皇崩す。因て此恩典あるか)。」天平勝寶元年五月二十七日。天下今年の田租を免す(續日本記。類聚國史。按是歲二月陸奧國より始て黃金を貢す。免租蓋し之に由るなり)。」孝謙天皇天平勝寶二年十二月九日。金を出すの郡今年の田租を免す(續日本記。類聚國史。按三月駿河國守從五位下楢原造東人等。部內の廬原郡多故瀆に於て黃金を獲て之を獻す。金を出すとは之を言ふなり)。」五年十二月十一日。攝津國潮に遭ふ。諸郡今年の田租を免す。」十二日。西海道の諸國秋稼多く損せり。今年の田租を免す。」八年三月二日。詔して河內。攝津二國の田租を免す(續日本記。類聚國史。按前月難波に行幸し。河內國に至り行宮に御

す。恩免蓋之に由る也)。」五月三日。天下諸國今年の田租を免す(續日本紀。類聚國史按四月太上天皇不豫の事あり恩免蓋之に由る也)。」天平寶字元年四月四日。內舍人藤原朝臣藤雄中衞二十人を遣して。大炊王を迎へ立て皇太子となす云々。東大寺の匠丁造山陵司の役夫及左右京四畿內伊賀。尾張。近江。丹波。丹後。但馬。播磨。美作。備前。紀伊等の國の兵士。幷に防人鎭兵衞士火頭仕丁鼓吹戸の人輸軍戸の頭竝に今年の田租を免す(續日本紀。類聚國史。按恩惠山陵司の役夫等に及ふ者は。徃年先帝崩御の事あるに因るか)。」八月十八日勅。朕寡薄を以て。忝く洪基を繼き。八方に君臨すること玆に九歲云々。爰に駿河國益頭郡の人金刺舍人麻呂。蠶兒の字を成すを獻するを得たり云々。宜く天平勝寶九歲を改て。天平寶字元年となすへし云々。宜く天平勝寶八年より已前學物の利。悉く應に除免すへし。又今年晩稻稍亢旱に逢ふ。宜く天下諸國田租の半を免すへし。寺社の封は此例に在らす。」淳仁天皇天平寶字二年八月朔日。高野天皇位を皇太子に禪る。詔して曰く云々。百官司人諸國の兵士鎭兵傳驛戸等。今年の田租を免せよ。」三年十一月二日詔。聞か如きは。去し十月中大風百姓の廬舍竝に破壞せらると。是を以て其舍を修めしめんか爲に。今年の田租を免せよ。」四年十一月六日勅。先哉逆徒ありて家羅網に挂り。今年巡察して人憲章を畏る云々。天下の逋租調官物未納已に言上せる者。悉く之を赦除せよ。」五年十月二十八日詔。平城宮を改作するか爲に。暫く移て近江國保良宮に御す云々。當國の百姓及び左右京大和和泉山背等の國。今年の田租を免せよ。」十一月十七日。從四位下藤原惠美朝臣朝狩を以て。東海道節度使と爲す云々。遠江。駿河。伊豆。甲斐。相摸。安房。上總。下總。常陸。上野。武藏。下野等の十二國に。船一百五十二隻。兵士一萬五千七百人。子弟七十八人。水手七千五百二十人を撿定す云々。從三位百濟王敬福を南海道使と爲す云々。紀伊。阿波。讃岐。伊豫。土佐。播磨。美作。備前。備中。備後。安藝。周防等の十二國に。船一百二十一隻。兵士一萬二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百二十人を撿定す。正四位下吉備朝臣眞備を西海道使と爲す云々。筑前。筑後。肥後。豐前。豐後。日向。大隅。薩摩等の八國に。船一百二十一隻。兵士一萬二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百二十人を撿定す。皆三年の田租を免し悉く弓馬に赴き。兼て五行の陳を調習せしむ。」六年二月十二日。伊勢。近江。美濃。越前等の四國郡司の子弟及ひ百姓年四十已下二十已上の弓馬に練習する者を簡點して。以て健兒と爲す。其死闕及ひ老病の者あらは即ち以て替を與ふ。仍て天平六年四月二十一日の勅に准して。其身の田租及ひ雜徭の半を除く。」七年正月十五日詔。聞か如きは。去し天平寶字五年五穀登らす飢饉する者多し。宜く其五年以前公私の債負あり。貧窮にして公物を備償するに堪へさる者は。咸く原免に從ひ。私物は利を除き本を收むへし。又造宮に役使する左右京五畿內及ひ近江國の兵士等は寶字六年の田租。竝に之を免せよ。」八月朔日勅。聞か如きは。去歲霖雨今年亢旱五穀熟せす。米價踊貴す云々。宜く左右京五畿內七道諸國。今年の田租を免すへし。」八年十月十六日勅。云々。頃年水旱して稼りに豐稔を失ひ。民或は飢乏し。仍て以て軍興れり。宜く天下今年の租を免すへし。」稱德天皇天平神護元年三月二日勅。比年旱に遭て歲穀登らす云々。備前。備中。備後三國多年亢旱して荒弊尤も深し。玆に因て負ふ所の正税進納することを得す。宜く天平寶字八年以前の官稻未納は咸悉く之を免すへし。」十月二十二日詔。紀伊國今年の調庸皆原免に從へ。其名草。海部二郡は調庸田租竝に免せよ(以上續日本紀。類聚國史。按是月十三日行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」閏十月三日詔。河內。和泉今年の調皆原免に從へ。其河內國大縣。若江二郡和泉國三郡の田租亦免せよ(續日本紀。類聚國史。按十月河內國に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」二年六月二十六日勅。聞か如きは。左右京及ひ大和國。天平神護元年の田租未た輸了せす。誠に頻年登らす。百姓乏絶するか爲に。宜く輸了を除くの外悉く原免すへし。」神護景雲元年八月十六日。神護景雲と改元す。詔して曰く云々。孝子順孫義夫孝婦節婦力田は。終身田租を免し云々。又天下諸國今年の田租の半を免せよ。」十二月十六日。美濃國比年亢旱して五穀稔らす。百姓負ふ所の租稅を除く(以上續日本紀)。」二年二月五日。對馬島上縣郡の人高橋連波自采女夫亡して後。誓て志を改めす。其父尋て亦死す。廬を墓側に結て。每日齋食す。孝義の至り行路を感せしむるあり。其の門閭に表し。租を復して身を終へしむ。」八日。石見國美濃郡の人額田部蘇提賣。寡居年久しく節義著聞す。兼て復た積て能く散し濟ふ所の者衆し。其田租を復して身を終へしむ(續日本紀。類聚國史)。」十七日。備後國葦田郡の人網引公金村。年八歲にして父を喪ひ。哀毀骨立す。尋て母の難に丁り遠を追ふこと益深し。爵二級を賜ひ。其田租を復して身を終へしむ。」三月十日。左右京五畿內天平神護二年の逋租を免す。」五月二十八日。甲斐國八代郡の人小谷五百依。孝を以て稱せらる。其田租を復して身を終へしむ。」同日。信濃國更級郡の人建部大垣親に事へて孝あり。水內郡の人刑部智麻呂。友于の情篤く。苦樂之を共にす。同郡の倉橋部廣人。私稻六萬束を出して百姓の負稻を償ふ。其田租を免して身を終へしむ(續日本紀)。」六月二十一日。武藏國白雉を獻す。勅す云々。

メムツ

メムソ

宜く武藏國天平神護二年已往の正税未納皆赦除すへし。又久良岐郡今年の田租三分の一を免すへし（續日本紀。類聚國史）。」三年十月晦日詔。由義宮を以て西京と爲し。河内國を河内職と爲す。當國今年の調大縣。若江二郡の田租。安宿。志紀二郡の田租の半を免せよ。」寶龜元年五月十一日。伊豫國員外掾笠朝臣雄宗。白鹿を獻す云々。伊豫。肥後の兩國神護景雲三年以往の正税未納皆悉く除免し。瑞を出す郡の田租は三分の一を免す。」光仁天皇寶龜元年十月朔日。天皇位に大極殿に即き。寶龜と改元す。詔して曰く云々。今年天下の田稻を免せよ（以上續日本紀）。」二年閏三月十八日、壹岐島白雉を獻す云々。當島の田租三分の一を除す（續日本紀。類聚國史）。」三年十一月十一日。去し八月大風產業損壞し。率土の百姓害を被る者衆し。詔して京畿七道の田租を免す（續日本紀）。」十二月六日。壹岐島壹岐郡の人直玉主賣。年十五夫亡して自ら誓て。遂に改め嫁せさること三十餘年。夫の墓に供承すること一に平生の如し。爵二級を給ひ。并に田租を免して以て其身を終へしむ（續日本紀。類聚國史）。六年三月二十三日。陸奥の蝦賊騷動して。夏より秋に渉る。民皆塞を保て田疇荒廢す。詔して當年の課役田租を復す。」七年十月十一日。陸奥國類に征戰を經て百姓凋弊す。當年の田租を免す。」十年八月十九日勅。朕念ふ所あり。天下に赦す可し云々。鰥寡惸獨貧窮老疾自存すること能はさる者。其身今年の田租を免せよ。」十一年正月十九日詔。令四時に順ふは聖人の茂典。綱三面を解くは哲后の深仁。朕上玄に錫命せられて下土に君臨し。政儉約を先にして志憂勤に在り。道潜通を謝して功日用に慚ると雖とも。而も邇もの安く遠もの至て歲稔し時邕らけり。今三元曆を初て萬物惟れ新なり。宜く陽和に順て茲の凱澤を播すへし云々。天下の百姓に宜く今年の田租を免すへし。又寶龜十年以往年の不登に遭て。官に申せし正税未納を免す。神寺の稻亦宜く此に准すへし（以上續日本紀）。」天應元年正月朔日詔。如し百姓の呰麻呂（續紀に據るに寶龜十一年三月伊治公呰麻呂反して按察使廣純を殺せり）等の爲に詿誤せられしも。能く賊を弃て來る者有らは。復三年を給へ。其後の軍に陸奥。出羽に入る諸國の百姓。久く兵役に疲れ多く家產を破れり。宜く當戸今年の田租を免すへし（續日本紀。類聚國史）。」桓武天皇天應元年四月十五日。天皇大極殿に御し詔して曰く云々。天下今年の田租を免せよ（續日本紀按三日天皇禪位の事あり。恩免蓋し之に由るなり）。」延曆二年十月十六日。詔して當郡今年の田租を免す（續日本紀。按十四日。河内國交野郡に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり）。」三年十一月朔日勅。十一月朔旦冬至は是れ曆代の希遇にして。王者の休祥なり云々。公卿以下宜く普賜を加へ。京畿當年の田租並に之を免すへし。」十二月二日。詔して造宮の勞有る者に爵を賜ひ。又役夫を進る國今年の田租を免す（續日本紀。按十一月。天皇長岡宮に移幸す。造宮免租蓋し之に由るなり）。」四年五月十九日。是より先き皇后宮に赤雀見ゆ。是日詔して曰く云々。宜く正六位上の戸は今年の租を免せよ。其山背國は皇都初て建て既に輦下たり。慶賞の被る所常倫に殊なるへし。今年の田租特に宜く免せしむへし。又長岡村の百姓の家大宮處に入る者は。一に京戸の例に同ふせよ（續日本紀。類聚國史）。」八年八月晦日勅。陸奥國軍に入る人等。今年の田租宜く皆之を免し。兼て復二年を給ふへし。其牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。加美。黑川等の一十郡。賊と居を接す等を同ふすへからす。故に復年を延ふ。」九年閏三月十六日詔。朕寡德を以て寰區に臨馭す云々。其れ延曆三年より以往天下の百姓の負ふ所。正税未納の言上せる及調庸の未進は咸く之を免除せよ。縱ひ未た言上せすして。徵納に由し無き者も亦之を免せよ。神寺の稻も宜く此例に准すへし。」九月十三日詔。朕寡昧を以て忝く寰區を馭す云々。今聞く京畿稔を失ふこと外國より甚し。兼て疾疫ありて飢饉の者衆しと。宜く左右京及ひ五畿內今年の田租を免して以て弊を息むへし。神寺の租も亦宜く此に准すへし。」十一月二十七日。坂東諸國類に軍役に屬し。困むに疾旱を以てす。詔して今年の田租を免す（以上續日本紀）。」十一年十一月二十八日。永く出羽國平鹿。最上。置賜三郡の狄の田租を免す。」十三年十月二十八日。詔して愛宕。葛野二郡。今年の田租を免す（類聚國史。按是月二十二日都を平安に遷す。恩免蓋之に由るなり）。」十六年六月二十八日詔云々。天下の地都を建る者萬民勤苦殊に甚し。重て宜く今年の租を免すへし。又畿內は都下に接す。差發無きに非す。宜く半は之を免すへし。唯大和國平群郡。河　國高安郡去年霖に遭ひ。山阜頹崩し損傷已甚し。特に全く之を免せよ。虛役の國は此限にあらす（類聚國史）。」十八年六月五日詔。惟れ王國を經するは德政を先と爲す。惟れ帝民を養ふは嘉穀を本と爲す云々。時雍未た洽れからす。陰陽和を失ひ去年登らす稼穡害を被る。其弊を眷言するに懷に憫むことあり。宜く寬恩を敷て彼告祥に答ふへし。其損を被ること尤も甚きの處。美作。備前。備後。南海道の諸國。肥前。豐後等十一國は。去年の田租特に全く之を免せよ。」二十六日。山城國乙訓。葛野。愛宕三郡の負租を免す。」七月二十三日。備中國去年の租を免す。風旱災を爲し。五穀登らさるを以てなり（以上日本後紀。類聚國史）。」十九年十一月二日詔云々。其れ今年登らす言上の國は。宜く田租を免すへし。」二十一年八月

三日。相模。播磨。美作。備中。備後。安藝。紀伊。淡路。阿波。讃岐等の十國。損田の百姓の負稅を免す。」九月三日。伊賀。伊勢。尾張。參河。遠江。駿河。伊豆。甲斐。武藏。上總。下總。常陸。近江。美濃。上野。下野。越前。越中。能登。越後。丹後。丹波。但馬。因幡。伯耆。出雲。石見。周防。長門。伊豫。土佐等の三十一國。損田の百姓租稅を免して調を徵す。」二十八日。河內國今年の田租を免す。」二十二年閏十月二十七日詔云々。栗太。甲賀。蒲生三郡今年の田租を免せよ(以上類聚國史。按十六日天皇近江國蒲生野に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」二十三年正月二十三日。淡路國窮民の負稅九萬三千九百束を免す。」二月十八日。大和國の田租幷に地子を免す。旱災に緣てなり。」十月十日詔云々。和泉國幷に攝津國東生。西成二郡の百姓。今年の田租を免せよ(以上日本後紀。類聚國史。按三日和泉國に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」十二日詔云々。名草。海部二郡の百姓。今年の田租を免せよ(日本後紀。類聚國史。按十一日紀伊國玉出島に行幸あり。恩免蓋し之に由るなり)。」平城天皇大同元年五月十八日。位に大極殿に即く。詔して諸社の禰宜祝及び諸寺の智行僧尼孝義人等に位一階を給ふ。又五畿內鰥寡孤獨の自存する能はさる者に物を給ひ。又天下の言上せる未納を免す(日本後紀)。」二年正月十三日。丹後國加佐郡百姓の租調を免す。水災殊に甚きを以なり。」十一月十二日。太宰府言す。管內諸國水旱疾疫每年相仍る。百姓凋亡して田園荒廢す。伏て望む。特に田租を免し以て窮弊を濟はん。但國の損害に隨て年の遠近を定めんと勅す。筑前。肥前は宜く二箇年を免し。筑後。豐前。豐後。日向。大隅。薩摩。壹岐等は。竝に一箇年を免すへし(類聚國史)。」三年五月五日勅。聞か如きは。大同元年。洪水害を爲し餘弊未た復せす。去年以來疫癘流行して横斃する者衆し云々。宜く大同元年水損を被ること七分已上の戶は。舉する所の正稅未納悉く免除に從ふへし(日本後紀。類聚國史)。」嵯峨天皇弘仁元年正月十三日。隱政國大同元年以來の未納三萬二千束を免す(類聚國史。按此恩典何の故なるを知らす。前年五月五日の條を以て之を推すに。蓋し水害の爲ならん)。」二十一日。土佐國香美郡の人物部文連全敷女に。少初位上を授け。戶の田租を免して以て身を終へしめ。其門閭に標して以て節行を旌す(類聚國史)。」十一月二十八日。參河。美作兩國の田租を免す。大嘗に供奉するを以てなり。」二年十一月九日詔。伊勢國頃年多事にして百姓勞擾し。往年大嘗に供奉して頗る轉運に疲る云々。宜く今年の田租悉く免して徵するを勿るへし。」三年六月五日。薩摩國蝗あり。逋負の稻五千束を免す(以上日本後紀。類聚國史)。」四年六月二日。石見。安藝の兩國大水あり。民の逋租を免す。」十月五日。大隅。薩摩の二國蝗あり。未納の稅を免す。」同月筑後。肥前。豐前。薩摩。大隅の五國風ふく。民の租調を免す。」五年五月十八日。出雲國意宇。出雲。神門三郡。未納の稻十六萬束を免除す。俘囚の亂れあるに緣てなり(以上類聚國史)。」七月二十一日。大和。河內兩國遠年未納の稻一十三萬四千束を免す。百姓窮乏して辨進に堪へさるを以てなり。」十一月九日。出雲國の田租を免す。賊亂あり及び蕃客に供するに緣てなり。」六年五月十四日。薩摩國蝗あり調庸田租を免す。」六月二十五日詔。天黎元を生して之か司牧を樹つ云々。夫れ百姓足らすんは君孰と與に足らん。宜く左右京畿內をして。今年の田租を出すことなく。務て優恤を存して朕か意に副はしむへし。今年太宰府管內の諸國三箇年の田租を免す。頻年登らさるを以てなり(以上日本後紀。類聚國史)。」八年閏四月二十九日。常陸國の人長幡部福良女に。少初位上を授け。其戶の田租を免して身を終へしむ。節行あるを以てなり。」九月十日。常陸國言す。去年十一月の格に依り。須らく六年以上を經し夷俘の口分田は其租を收むへし。而して夷俘等厚恩に霑ふと雖も。未た貧乏を免れす。伏して望む暫く田租を免し。以て夷狄を優せんと。之を許す。」九年八月十九日。使を諸國に遣して地震を巡省す。其損害甚き者には賑恤を加ふ。詔して曰く云々。今年の租調を免し。幷に民夷を論せす正稅を以て賑恤せよ。」九月十日詔云々。畿內七道諸國言上せる弘仁八年以往。租稅未納のもの一切徵することを停めよ。其左右京の民租去年已往懸負あるもの。言上不言上を論せす亦原免に從へ。」十年七月二十五日勅。安藝國土地墝薄其田下々。百姓農作すれ共未た盈儲有らす。是を以て去し大同元年。六箇歲を限り國內の田租十分を率として四を免す。今年限既に滿ると雖も弊民未た贍らす。宜く更に延るに四年を以てすへし。」十一月三日。薩摩國蝗あり。田租を免す。」十一年四月九日詔。上を損して下を益せは。民の悅び疆り無し。施舍責を巳むるは王政の貴ふ攸なり。頃者水旱適せす。年穀登らす云々。天下百姓負ふ所の租稅未納の言上せる。及び調庸の未進左右京畿內は弘仁十年以前。七道諸國は九年以前。竝に多少を論せす。咸宜く蠲除すへし。或は未た言上せす追徵に由なく。竝に去年借貸貧民の逋負未報のものも。亦之を免せよ。神寺の稻も亦宜く之に准すへし。」八月五日。因幡。伯耆。石見。安藝等四國。未納の稻四十九萬九千束を免す。」十二年十月二十四日詔云々。頃者陰晴候を失ひ。坎德災を成す。河內國境害を被ること尤も甚し。秋稼之を以て淹傷し。下民其れに由て昏墊す。朕今事に即て新地を經歷す。目に觸て憂を增す。兆庶何の辜ある。其れ害を被る諸郡は三年

を給復せよ。尤も貧下なる者は去年の負税未報及ひ當年の租税も亦之を蠲除せよ。其山城。攝津の兩國。地勢犬牙此と相接す。此を見て彼を知る害必す汎濫せん。濵水の百姓資産を流失する者は。今年の租税を出すこと勿れ。」十四年三月十九日。下野國芳賀郡の人吉彌侯部道足女に。少初位上を授け。田租を免して其身を終へしめ。門閭に標して至行を褒す。」淳和天皇天長元年十一月十四日。下野國の人三村部吉成女を位二級に叙し。終身其戸の田租を免す。節行を旌すなり。」二年三月二十一日。常陸國の人丈部子氏女を位二級に叙し。終身其戸の田租を免す。用て貞節を旌すなり。」六月三日。節婦別公今虫賣を位二級に叙し。終身戸の田租を免す。以て節行を旌すなり。」四年正月二十五日。節婦豐前國の人難波部首子負賣に。其戸の課役田租を免して終身事勿らしむ。」五年三月二十九日。筑前國の人難波部安良賣を位二階に叙し。戸の田租を免す云々。之を名教に本くるに孝節嘉すへし。」六年十月十九日。甲斐國の人節婦上村主萬女を位二級に叙し。終身戸の田租を免す。」七年四月二十五日詔。聞か如きは。出羽國地震災を爲し。山河變を致す云々。所以に特に使臣を降し。就て存撫を加ふ。其れ百姓居業震陷の者は。使等所在の官司と議量して當年の租調を脫し竝に民夷を論せす。倉廩を開て賑はしめよ。」六月二十三日。節婦伊豫國の人風早直益吉女を位二階に叙し。終身其戸の田租を免す(以上類聚國史)。」十年十月九日。安藝國言す。加茂郡の人風早審麻呂德行懿美にして孝養自ら厚し。父母歿して後口五味を絕ち。哀慕の情暫も忘るゝ時なしと。勅して三階に叙し。戸の田租を免す。」仁明天皇承和三年十二月七日。安房國言す。安房郡の人伴直家主。立性蕭默常に孝道を守り。父母沒して後。口滋味を絕ち。廟を建て。像を設て。四時供養し。死に事ること生るか如く未た嘗て解倦せす。其因心を量るに孝子と謂ふへしと。勅す宜く三階に叙し。終身戸の田租を免して門閭に旌すべし。」四年十一月十七日。加賀國言す。菅能美郡の人財部造繼麻呂父母存する日。定省の禮其節を失ふことなく。沒して後操行變せすして朝夕哀慕す。隣里鄉邑推服せさるはなし。孝子と謂ふへしと。勅す宜く三階に叙し。終身其戸を免し。門閭に旌表して衆庶をして知らしむへし(以上續日本後紀)。」五年十一月二十七日。皇太子紫宸殿に於て元服を加ふ。詔す云々。承和四年以往言上せる租税未納咸く免除に從へ。」七年六月十六日詔云々。頃者偏亢旬を淹て蓺殖或は損す。聞か如きは。諸國飢疫して往々喪亡せり云々。但東海。東山。山陽。三道。驛戸の田租三箇年を限て。殊に原免に從へ(續日本後紀。類聚國史)。」八年三月二日。右京の人孝子衣縫造金繼女河內國志紀郡に居住し。年十二歲始て父親を失ふ。泣血人に過く云々。母年八十にして死す哀聲絕たす。常に墳墓を守る。勅して三階に叙し終身戸內の租を免し。門閭に旌表して衆庶をして知らしむ。」七月五日詔云々。聞か如きは。伊豆國地震變を爲し里落完からす。人物損傷し或は壓沒せらる。靈譴虛からす。必らす祇政に應するならん。徃躅を瞻言して內懷に愧つ。傳に云はすや。人は惟れ邦の本。本固けれは邦寧しと。朕の中襟諒に字育に切なり。故に今殊に中使を發し就て慰撫を加ふ。其れ人居散逸して生業陷失せる者は。使等と在所の國吏と勘量して當年の租調を除き。并に倉を開て賑救し。屋宇を助修せよ。淪亡の徒務て葬埋に從へ。夫れ化の被る所は華夷を隔ること無く。惠の覃ふ攸は必す中外を該たり。宜く民夷を論せす。普く優恤を旌し。詳に寬弘の愛を暢へて。朕か推溝の懷に副ふへし(續日本後紀)。十一年五月十四日。甲斐國言す。山梨郡の人伴直富成女年十五。鄉人三枝直平麻呂に嫁して一男一女を生む。而して承和四年平麻呂死去す。厥後節を守て改めす云々。勅す宜く終身其戸の田租を免すべし。即ち門閭に標して以て節行を旌す(續日本後紀。類聚國史)。二十日。武藏國言す。多摩郡猪江鄉の戸主刑部直道繼の戸口同姓眞刀自咩。同鄉廣主の妻と爲て四男三女を生む。二十一年を經て夫乃ち死す。眞刀自咩喪に居て禮あり云々。其操行を見るに節婦と謂ふへしと。勅す宜く特に位二階を授け。兼て終身同戸の田租を免すべし(續日本後紀)。」嘉祥元年六月十三日詔。近ころ太宰府白龜を獻するもの有り。所管豐後國大分郡擬少領膳伴公家吉寒川の石上に於て之を得たり云々。其れ承和十五年を改て嘉祥元年と爲せよ云々。天下をして今年の田租の半を輸すこと無く。大分郡に嘉瑞の出し攸なれは。全く今年の田租を免せしめよ。」三年三月九日。攝津國の節婦士布衣富女に。特に位二階を授け。終身同戸の田租を免す(續日本後紀。類聚國史)。」文德天皇嘉祥三年四月二十四日。太政官今月十七日の詔旨を重宣し。京畿諸國に頒下して云く。今詔旨を案するに。去年已往言上せる租税未納悉く免除すへし。宜しく官長に命して分明に搜撿すべし。見に民身に在るは即ち免除に從へ。」九月十四日。參議左兵衞督正四位下藤原朝臣助を遣して。賀茂大神社に向はしむ。策命に曰く云々。龜を獲るの人岑成等を從六位上に叙し。物を賜ふこと例に准し。天下の祝部に各其租を免せよ。又五畿內七道諸國。承和六年以往の調庸未進は咸く免除に從へ。」十一月二十三日詔云々。出羽州壞偏に銅龍の機に應し。邊府の黎甿空く梟禽の害を被る云々。其災を被ること尤も甚く。自存すること能はさるは。國をして商量し租調を蠲免せしめよ。」仁壽元年

十一月二十七日策命云々。大嘗會に參り出て來て仕へ奉る。悠紀。主基二國の國司郡司。百姓及ひ司々の人番上已上に御物を賜ふ云々。又悠紀の國今年の庸物。主基の國今年の田租を免せよ（以上文德實錄）。」清和天皇貞觀元年十一月二十日詔云々。悠紀の國今年の庸物。主基の國今年の田租を免せよ。」五年五月二日制。下野國を以て大國の例に准し。三十九戸の損を免せよ。」同日。伊賀國名張郡の節婦伊賀朝臣道虫女に。永く戸內の田租を免し。終身事勿らしめ。即ち門閭に表して以て貞操を旌す（以上三代實錄）。」六年二月五日。攝津國武庫郡の節婦日下部連氏成實年十六にして。右京の人文室眞人武庫麻呂に適く。二十七年を歷て武庫麻呂死す。氏成實喪に居て禮あり。死に事ること生るか如し。日に再食せす。遂に改醮せす。詔して位二階に敍し。戸內の田租を免して終身事勿らしめ。即ち門閭に表して以て貞操を旌す。」八月十三日。節婦紀伊國名草郡の人伴連宅子を位二階に敍し。戸內の田租を免し。其の門閭に表し以て貞節を旌す。」七年三月二十八日。近江國言す。伊香郡の人石作部廣繼女生年十五。始て以て出嫁す。三十七にして其夫を失ふ。常に墳墓を守り哭して聲を斷たす。專ら同穴を期して再嫁に心なし。其意操を量るに節婦と謂ふへしと。勅す宜く二階に敍して戸內の租を免し。即ち門閭に表すへし。」十一月二日。阿波國名方郡の人忌部首眞貞子。伉儷亡して後三十餘歲を經て身冢側に臥し。心念佛に存し遂に再醮せす。將に一生を終へんとす。詔して位二階に敍して戸內の租を免し。即ち門閭に表して以て節婦の貞を旌す」八年九月二十日。丹波國何鹿郡の人漢部福刀自。伉儷亡して後二十二年を歷て獨處室に居り節を守る。是れ眞に節婦なり。特に優獎を加へて位二階に敍し。戸內の租を免して以て門閭に表す。」十年三月九日。節婦若狹國三方郡の人秦勝綱刀自を位二階に敍し。戸內の租を免して以て門閭に表す。」七月十二日。美濃國池田郡の人守部秀刀自。夫死して後處室に孀居し。義を守て移らす云々。勅して位二階に敍し。戸內の租を免して以て門閭に表す。」十一年十月十三日詔云々。聞か如きは。陸奧國の境地震尤も甚し。或は海水暴溢して患を爲し。或は城宇頹壓して殃を致す。百姓何の辜ありて斯禍毒に罹る。憮然として愧懼す。責深く予に在り。今使者を遣し就て恩煦を布く。使國司と民夷を論せす勤て自ら臨撫し。既に死する者は盡く收殯を加へ。其存する者は詳に賑恤を崇へ。其害を被ること太甚き者は租調を輸すこと勿く。鰥寡孤獨窮して自立すること能はさる者は。所在斟量して厚く宜く支濟すへし。務て矜恤の旨を盡して。朕か親く覿るか若くならしめよ（以上三代實錄。類聚國史）。」十一月二十一日。安藝國旱す。詔して當年田租の五分を免す（三代實錄）。」十三年二月十四日。節婦出羽國田川郡の人大荒木臣玉刀自。夫死して後墓側に廬して佛理に皈念し。節を守て移らす。位二階に敍し。戸內の租を免して。門閭に表す。」八月十三日。節婦近江國高島郡の人川內史能子を位二階に敍し。戸內の租を免して。其門閭に表す。」閏八月四日。節婦阿波國勝浦郡の人長直大富賣を位二階に敍し。戸內の租を免して。門閭に表す。」十四年十一月十七日。節婦陸奧國柴田郡の人刑部國主賣を。位二階に敍し。戸內の租を免して。門閭に表す。」二十三日。節婦武藏國橘樹郡の人巨勢朝臣屎子を位二階に敍し。戸內の租を免して門閭に表す。」十二月二十六日。節婦安藝國佐伯郡の人榎本連福佐賣を位二階に敍し。戸內の租を免して門閭に表す。」十五年八月二十六日。節婦出羽國飽海郡の人伴部小採賣。伉儷亡して後墓側に廬す。尼と爲て戒を持し。苦行精進す。位二階に敍し。同戸の租を免して。門閭に旌表す（以上三代實錄。類聚國史）。」十六年十一月二十七日。參河。因幡兩國秋風水あり。當年の租五分を免す。」十七年十一月二十八日。勅して伊勢國去年の田租八分を免す。風水災を爲せはなり。」陽成天皇元慶三年二月二十六日。勅して讃岐國例損四十九戸を許し。永く以て例と爲す。是より先き。國宰奏言す。此國課丁萬三千營田一萬八千町。貢賦の數諸國に踰ゆ。國司茲に因て申請す。大國の例に准して例損四十九戸を免されんことを。下野國は上國と云と雖も三十九戸を免す。望請ふ彼國の例に准して。件の數を許されんことを。之に從ふ。」光孝天皇仁和元年二月二十一日詔。古より鴻圖を撫して璣璿に臨む者は。咸三微に憲り。以て教を敷き。五始を纂て規を成す云々。若し歷年前號を襲ふ。恐くば我舊章を忘ると謂ん。其れ元慶九年を改て仁和元年と爲せ。伊勢。備前兩國の百姓去年の調庸を免除す。大嘗會の年の事に供する費多きを以てなり。其卜食の郡は田租を免し。諸家諸神寺の封戸庸物は正稅の穀を充つ（以上三代實錄）。十二月二十九日。節婦加賀國加賀郡大野鄕の人道今古に位二階を授け。戸內の田租を免し。其門閭に表して。以て貞節を旌す。」三年六月五日。丹波國何鹿郡の人漢部妹刀自賣。生年十四にして秦貞雄に適き。二男一女を生む。貞雄死して後三十二年を歷て常に素服を着し。獨處室に居て復た再醮の情無し。均く男女を養ふ。譬へは猶尸鳩のことし。國司申請して以て節婦と爲し。其門閭に表す。勅して位二階に敍し。戸內の田租を免す（三代實錄。類聚國史）。」四年五月二十八日詔。去年七月三十日地震災を成し。八月二十日亦大風洪水の沴有り。前後重害に遭ふもの三十有餘國。重て今月八日。信濃國山頹れ河溢れ。六郡に居

メムツ

突し。城廬地を拂て漂流し。戸口波に隨て沒溺せり。百姓何の辜ありて頻に此禍に罹る。宜く使者を分遣し就て慰撫を存し。其災を被ること尤も甚き者は今年の租調を輸すこと勿く。所在倉を開き賑貸して其生業に給すへし（類聚三代格）。」醍醐天皇延喜十六年十月二十二日。延喜十五年以往租穀の未納咸く免除に從ひ。高年に物を賜ふ（日本紀畧。按是日皇太子元服を加ふ。免租蓋し是に由るなり）。」凡そ課國損田を申す年の損戸は。三分して之を論す。七分已上の戸は一分已下。五分已上の戸は二分已下。以て定例となす。若し此限に過きたる者は執申して帳を返す（主計式）。」延長四年格。國內の田十分と爲し。七分以上を得るを以て定と爲す。仍て三分の損は是れ例損なり。若し此限に過きは官に申して裁を聽け。其異損田は預め之を言上せよ。十月三十日以前坪付帳を進め。十一月一日大辨に申し。五日一上に申し。七日之を奏せよ。奏定の儀は不堪の如し。其目錄帳注する所の損戸の數は三分と爲し。七分以上は一分。五分以上は二分言上す可し。若し此法に過きは其帳を返す可し（北山抄。按令文五分以上を損せは。租を免せ云々。前條及ひ是條五分以上云々。而して獨四分の損如何を言はす。北山抄亦五六分以上の損戸を以て異損と爲す。七分以上を得るを以て定と爲す。三分の損は是れ例損なりと云ふに據れは。四分の損例損外たること知るへし。意ふに其例損異損の間に在り。或は時により不四得六の處分有るを以て。之を確言せさるなり。所謂損戸を三分して七分以上は一分。五分以上は二分云々とは。蓋し諸國稟申する所の損戸の數を三分し。異損七分以上の戸は其一分に充て。五六分の戸は其二分に充てしむるなり。譬へは損戸六百戸を稟申すれは。七分以上の損戸其二百戸に居り。五六分の損戸其四百戸に居らしむるの類なり。北山抄に云。先つ諸鄕をして定申せしめ。其趣に隨て裁許し。使を遣して勘定せしむ。是れ通例なり。或は使を遣すを停め。∴申す所の半分若くは三分二を免し。或は例損の外二分及ひ一分大半を免す。損の多少自ら事の聞え有り。其程を相計り定申する所なり。大半とは十分の中一分を三となし。其二分なり。又云國內の租田百町有り。例不勘十町を除き。其遺九十町又十分と作し。例損三分を除く。若し此限を過きは官に申す。之れを過分不勘幷に異損と謂ふ。過分不勘を申せは例不勘を免せす。異損を申せは例損を免せす云々と。併せ錄して以て參觀に備ふ）。」朱雀天皇延長八年十一月二十一日詔。延喜二十二年以往の租稅未納は悉く免せよ（政事要畧。按此日天皇位に即く。因て此詔あるなり）。」村上天皇天德元年。今歲夏大に旱し天下饑饉す。詔して田租を赦し。服御常膳を減す（本朝通紀）。」應和元年五月十七日。詔して諸國今年の半租を免す。宮を造る勞に依てなり（日本紀畧。按前年八月三十日禁中火あり。天皇之を神嘉殿に避るの事あり。造宮免租蓋し之に由るなり。以下二條亦禁中炎上の事に係れり）。」圓融天皇天元四年三月二十三日。詔して造宮の事に就き。諸國今年の半租を免す。」一條天皇長保二年七月三日。諸國の半租を免す。造宮に依てなり（日本紀略）。」鳥羽天皇元永二年十二月二十九日宣旨。尾張國守源朝臣師行。今月十二日の奏狀を得るに曰く。謹て案內を撿するに。去し永久三年十二月十六日。彼國守に任せられ。著任の後殊に治術を廻らし。調庸租稅辨濟已に畢る。爰に前司守高階爲遠朝臣得替（四年の任終りたるを謂ふ）の後公事を濟すと雖も。勘濟を遂けす。其身卒去す。然るに今年官物遂に辨濟すへきの由。不與解由狀に載すと雖も。總返抄に請はさるに依て其辨否を知り難し。隨て忽ち勘濟せんと欲するの處。所司勘濟して云く。前司任終年雜米の抄張宣旨を蒙るに非れは。輙く勘除し難しと。何そ前吏の不勤に依て。更に後司の停滯を爲んや。斯の如きの間。申し請ふ旨に隨て。多く裁許を蒙ること先蹤已に存す。望請ふ。天裁傍例に因准して件の雜米の抄帳を免除せられよ。將に濟し難きの煩を省かんとすと。左少辨傳宣す。勅を奉するに請に依れ（朝野群載。按中葉田租を免すること。率れ褒賞慰撫等の恩旨に出つ。然とも武家用途頗る急なるを以て。一家若くは一方隅に止るのみ。遍く諸國に及ふもの有こと無し。足利氏以下に至ては此事甚稀なり）。」安德天皇養和元年八月二十七日。源賴朝澁谷莊司重國の次男高重。無二の忠節を竭すを以て。其知行澁谷下鄕の乃貢を免す。」後鳥羽天皇文治二年三月十三日。總追捕使源賴朝上言す。」諸國の濟物は治承四年より文治元年に至るまで世間騷亂。朝敵追討の外他事に及はさるを以て。諸國の士民各農業の勤を忘る。中に就て關東の武士數戰鬪の爲。都鄙の往反今に絕へす。因て既に賴朝知行相摸。武藏。伊豆。駿河。上總。下總。信濃。越後。豐後の諸國。去年の未濟物を優免し。今年より國々の堪否に隨て勵濟すへき沙汰せり。凡そ此九國に限らす。諸國一同總て去年以往の未濟物を優免し。窮民を安堵せしめ。今年より限ある濟物は先例に從ひ沙汰せん（東鑑。按是其勅許有しと否とを明にせす。然とも賴朝の上言する所。槪ね行はれさる者無し。其施行有しこと推知すへし）。」建久四年六月七日。征夷大將軍源賴朝曾我太郎祐信の領地。曾我莊の乃貢を免す。是れ祐成兄弟の勇敢を感し。其死後を弔ふか爲なり。」土御門天皇建仁三年十一月十九日。源實朝征夷大將軍に任せらるゝを以て。關東分の國々當年乃貢の員數を減し。以て民戸を休養す。」元久元年四月十六日。

メムソ

メムソ

源實朝駿河以下三國内檢の期を延ぶ。是れ去年撫民の擧あり。乃貢の員數を減せしに因り。今年若し内檢を行ふときは。民戶休し難きを以てなり（以上東鑑。按内檢を行ふときは。稅額を增加するを以て。去年の如く其員數を減除するなり）。」順德天皇建保二年六月十三日。源實朝令。關東領の乃貢來秋より每年一所次第に。其三分の二を免すへし（東鑑。按是れ鄕村每に遞次優免するを謂ふ。實朝の施政或は實易を主とするものあり。是れ其一端なり）。」後宇多天皇弘安七年五月二十日。鎌倉府令。在京人及び四方に發遣せし者等。所領の年貢を免すへし（新式目）。」正親町天皇永祿六年九月二十三日。征夷大將軍足利義輝令。年貢加地子の未進過上。永祿四年前の分は之を弃破し。次歲より元利とも其沙汰あるへし。隱米隱錢及年貢加地子米錢等。未進過上の年を經て完了せさるもの。永祿四年前の分は悉く弃破すへし（室町殿日記）。」十一年九月。織田信長制條。加納市場の敷地年貢門並諸役を免すへし。譜代相傳の者たりとも違亂すへからす（古文書類纂）。」靈元天皇天和二年三月十二日。征夷大將軍德川綱吉逹。駿河國富士郡今泉村の農民五郎右衞門。至孝且近隣を賑救せるを以て。永く其田地九十石の賦稅徭役を免すへし（常憲院殿實記）。さて歷朝の民政に孜々たるの實を見るに足る。但本條は租稅志にて悉くしたれとも。倘ほ左に制度通を引て。聊か參攷に資す云く。本朝之制有ニ免租一有ニ免租調一。有ニ課役俱免一。有ニ復一年二年三年四年五年十年終身一。免租のこと國史處々に見はる。その中仁德天皇の四年に。高臺に登りて炊煙の踈なるを見て。百姓の窮乏をあはれみたまひ。三月己酉詔ニ諸國一三年課役をゆるす。その後百姓富寛にして炊煙もまたしげく。十年に及てはじめて課役を科し。宮室を構へ造らしむ。百姓扶レ老携レ幼不レ問ニ日夜一して成就す。國史にこれをしるして聖帝と稱す。然れは始終七年の役をゆるしたまふと見えたり。然れとも是は希代の曠典にて法令にあらず。免租免課のことつまびらかに賦役令に見はる。然れともその事煩多にしてその別を見がたし。上に擧るところの次第は令にはのせざれとも。令の文を考へてその名目を立るなり。令云。凡田有ニ水旱蟲霜不熟一之處。國司撿レ實具錄申レ官。十分損ニ五以上一免レ租。損ニ七分以下一免ニ租調一。損ニ八分以上一課役俱免。注謂課者調及副物田租之類也。役者庸及雜徭之類と云々。このわけはそのかみの稅法は租庸調と三品にたて。田あれは租あり。戶あれば調あり。身あれは庸あり。租と調とを合せて課と云。庸を役と云ふ。式にのする三等。一に免租と云は田地の年貢ばかりを免さるゝなり。二に免租調と云は田租と戶調とを免さるゝなり。これを免課と云。然れども庸はそのまゝつとむるなり。三に課役俱に免と云は。庸をもゆるさるゝなり。この上に復一年より十年までの差あり。又終身の復あり。復とは課役をゆるすことなり。外國に沒落して歸るもの。又唐國並に外蕃に使してかへるもの。鄕をうつすもの皆復を賜ふ年數あり。又三位以上の親族等並に免ニ課役一。これは終身の免役と見えたり。自餘つまびらかに擧るにいとまあらず。令條を考ふべし。令云。凡應レ免ニ課役一者。皆待ニ蠲符至一然後注ニ一免一。注謂下蠲ニ除課役一之符上也と。蠲は役をゆるすことなり。今京師諸役免除の符ありこの類なり」と見えたり。明治六年。地租改正以來。法律によりて。豫め免租の場合を一定し。旱魃。虫害。風害その他の天災に付き租稅を免するをなし。即ち明治十七年第七號布告。地租條例は現行の法にして。其第一條に。地租は豐凶によりて增減せさる旨を揭け。第四條公立學校地。社地。墓地。用水。溜池。堤塘。井溝。鐵道用地。禁伐林。公路は地租を免するのみ。第二十條及第二十四條は荒地及川成。湖水成。海成地の地租を免するを揭るも。是古の制度に於る免租と其性質を異にし。租稅を免すといはんより。寧ろ租稅をとる能はさるの地なり。且近時足尾銅山鑛毒を渡良瀨川に流し。洪水に依て栃木。群馬。茨城三縣の田地を害したれば。其の洪水の爲に荒地となりたるに依ての免租はありたれども。其の年限經過の後は舊に復して通常の地租を徵收せり。然れども水は退くも鑛毒は地層に浸潤して爲に田野荒蕪せるを以て。之か免租を請願するも容れられす。請願者の首謀は明治三十四年凶徒嘯集罪を以て法庭に引かるゝに至れり。

メン　フラン子ル　綿フラン子ルは。綿織のフラン子ルなり。我が國未だ製產物として毛織のフラン子ルを織出するに至らず。蓋し之を作り得るも登用の價はさるならん。日本工業史に云。紀州和歌山の人瀨戶重助が創意よりいでたる織物にして。今は內地の需要を充たすのみならず。外國輸出品の一として數へらるゝことなるが。はじめ重助和歌山藩兵の被服地に用ゐし無毛紋羽の粗惡にして實用に適せざる爲。新に一種の小倉織を織りいだし。明治四年はじめて成熟の採用する所となれり。されども重助はこれをもて足れりとせず、日夜良品の發明を企圖し。同じき年五月。紺小倉其他三品の見本を大阪兵部省にいだし用達を命ぜられしが。この年十月。再び同省の注文を受くるや。特に命ずるに紋羽の綿絆地は粗雜にして且かさばり極めて不便なるにより。新に良好の品を製出すべき旨をもてせらる。重助其命を受くるや。種々の試驗を施したる結果。つひに木綿糸を經とし。紋羽糸を緯として。一丈餘の木綿を織出し。從來の紋羽に準じて起毛法を施したる

に頗る良好の品を得たるを以て。直にこれを兵部省に納めしに大に好評を博し。多額の用達を命せらる。これを紀州綿フランチルの濫觴とす。明治六年。大阪陸軍省に。同じき七年。大阪鎭臺及熊本鎭臺並に海軍省の用達を受け。同じき八年に至りて機械に改良を加へ。一層良好の製品をいだせり。其後この業を開始するもの續々輩出するにいたれり。されども今日の隆盛をいたしたるは。和歌山縣が全く平松芳次郎に勸業資金を貸與し。同人をして力を製織及販路の擴張に盡さしめたる結果なりとす。この業の隆盛に赴くや忽粗製濫造の弊を生じ。衰頽の兆を顯はしゝかば。同業者相謀り組合規約を設け。且染色講習所を開設し。教師を聘して生徒を養成せしめたるため。大に面目を改め聲價を復することを得たり。この間時に盛衰ありといへども。明治二十七年の如きは最も隆盛を極め一年の產額貳百五拾七萬圓の上に達せり。綿フランチルの輸出は明治八九年のころ。既に朝鮮。支那。浦鹽斯德に試みたるものありしかど。好結果を得ざりしに。同じき二十二年ころより支那地方の需要ありて漸々其數を增し。今日にては其輸出額殆ど四拾五萬圓餘になれりとぞ。京都西陣の綿フラン子ルは。明治十八年盛んに綿糸の肩掛を織出しゝころ。綿フラン子ルの起毛法を考へ。ついで綾織を創製したりといふ。されども同じき十八九年のころまでは。何れも經驗に乏しくして良好の品を製出すること能はず。販路きはめて狹少なりしも。其後長足の進歩をなし。同じき廿二年頃にいたりては。全然面目を改め良好の品をいたしゝかば。忽時好に投じ頓に需用を增加し。供給の缺乏を告ぐるにいたれり。明くる二十三年。この業の漸次隆盛に赴くや。其產額非常に增加せしも。織法染色兩つながら完からず。加之商況沈靜に傾き。前年の如き盛況を見ること能はざりしかば。當業者いづれも困難を極め。往々破產者をいだすにいたれり。こゝにおいて當業者奮發して協同一致織法及染色の改良を勵行せしかば。明くる二十四年以來。著々其步を進め產額年一年に增加し。販路益す擴張せらる。今日に在ては起毛の巧妙なる柄樣の優美なる一見舶來の毛製の如し。ことに綾フラン子ルは西陣の最も特技となれり。德島縣も明治二十一年。德島の人佐々木治助。福永兆等はじめて綿フラン子ルを織出しゝが。二十五年頃より綾フラン子ルをも製造するものいできたり。今は本業に從事するもの次第に增加し。製品も頗る良好のものとなり。益す好況なりしかば阿波織業者は大抵副業として。綿フラン子ルを製造することゝなれり。愛媛縣の綿フラン子ルも輓近の創業なれども。當業者の熱心なるがために長足の進歩をなし。今日に至りては其の製品中まゝ見るべきもの多し。この縣の特技はことに白無地のきはめて純潔なるに在り」（以上日本工業史）。尙モムパッチを參考すべし。

メヤスバコ　目安箱。目安とは訴件なり。訴件を記して投する箱を目安箱と云ふ。評定所の條に詳なり。

メリヤス　莫大小（通俗目利安とも書せり）は。手覆に織たるものなるが。近來手覆を始め。股引。靴下等いつれもめりやす織を以て製せり。和訓栞に云。めりやす。單皮手覆などにいへり。紅毛詞なりとぞ。希には惣身にしたるもありて。あやに織たるなり。「嬉遊笑覽に。メリヤス。手覆を木綿にて袋に織たる物をメリヤスといふ。これは和蘭人足にはき。其上に牛もゝ引の如きものをきる。下にはくものをメリヤスと云ふ。牛股引のやうなるをブロツクと云。今は和蘭もイギリス風を學びて。メリヤスの上に尋常のもゝ引のやうに長きをきる。メリヤスと云はホルトガルの詞。和蘭にてはコースといふ。延寶の頃洛陽集に「唐人の古里寒しめりやす足袋。眠松」。といふ句あり。今メリヤスの手覆行れて武家に專ら用ゆ。又近時はこれを假に大小刀の柄袋に代ふ。其さまいと見苦しけれ共。これも流行風となればさ迄も思はず。八水隨筆に。松平大學頭殿。殿中登城の節。つか袋に甚だ小き傘を大小の上へかさしゝとなり。定て深き思慮も有へけれど。外見不雅なりといへり。これは享保の頃にや。思ふにこれはたゝ紙をたゝみたるまでにて。傘の如く竹の骨あるにはあらぬ成べし。長崎の俗に。メリヤスを田易と書となむ。其故をしらずと云り。按るに田は甲の誤りたるにや。音聲の甲乙をめりかりと云ふ。其義を取て甲易と書たる歟。されども甲はカリにてメリは乙なれば。乙字を書くべきを甲と書るは誤りにや。又文字は甲乙と書き。訓はメリカリと倒にいふがならひなれば。訓のかたになれて甲の字を書しもの歟と云り。維新前は手にて編みたれど。維新后此業大に開け。同三年西村勝造の靴を製すると同時に。西洋の器械を取寄せて。莫大小製造場を築地に開きしが最古かるべし。後日本メリヤス製造會社。東京メリヤス會社其の他會社に個人に。この製造に從事するもの多く。主としてシヤツ。股引等を製造す。大阪に於て其の業最も發達せり。

モ之部

モ　喪は。人の死亡を云ふ。和漢名數に云く。【凶喪之稱】天子曰崩御。皇后

同。或曰。本朝於二皇后一不レ稱レ崩。只曰二薨御一。如下日本記書二垂仁帝三十二年皇后日葉酢媛命薨。敏達帝四年皇后廣姬薨一之類上是也。然皇后稱レ崩昭二乎中華諸史一。且續日本紀廢帝天平寶字四年書二六月皇太后崩一。扶桑畧記亦書二皇后崩一者多矣。江家次第乃至東鑑。崩御是皆可レ爲レ證。親王内親王及女御曰二薨御一。將軍家稱二薨御一。又曰二他界一。篤信謂他界是近世俗說。不レ可レ爲二典故一。大臣曰二薨逝一。通二攝政關白攝家淸華之大臣一稱レ之。或云二他界一。納言以下殿上人國主大家四品諸大夫通稱二逝去一。又諸大夫曰二卒去一。凡士曰二遠行一。篤信謂。是亦近世之俗說也。謂レ之稱二棄世一。辭世。遂世。下世一則可也。庶民曰二死去一。高僧曰二遷化一。僧死稱二圓寂眞寂入寂一」とあり。明治以後。天皇三后に崩と云ひ。皇族に薨と云ひ。其他は高官にても逝去など云ひて。薨卒などは云はざるが通例となれり。貞丈雜記に云く。他界と云は他界へ行きたる心也。今は公方家の御死去に限りて。御他界と云。然れども古は平人の死去をも他界といひしなり。東鑑卷十二云。雜色成澤者有二多年之功一。仍御氣色快然與二御家人一無二勝劣一。而去夏頃他界云々。又同卷十五に云。稻毛三郎重成妻於二武藏國一他界云々。此外平人の死去を皆他界と記たり。他界とは此世界を去りて他の世界へ行く事なり」とあり。按するに登遐と云ふは上皇のみに用ふる詞なり。德川氏の頃。昔し將軍家御簾中の方々がおかくれとある時は。唯だに歌舞音曲のみならず。諸普請の如きは打ちたり叩きたり音がすればとにや。嚴く差止められ。大工までか商賣止なり。諸商亦之に類するもの多し。御葬式の當日は。其沿路烟止めと稱して。家々より烟の立上るを禁じたれば。湯屋其外火を扱ふ小商賣は總て休業八百八町の炊飲の自由を缺き。前日に用意せざれば頓かに食事に差支ふる次第なりき。役所々々は別段休まざる樣に覺へ居れど。役人今云ふ小官吏は第一其頭髮に於て弔識を帶び居たり。平生は三日月代と云ひて。長くも三日より以上は月代を延し居ること出來ざる誼なれど。此時に至れば月代を貯ふるを以て。弔意を表せるものとなし。其役々に應じて期限ありたり。假令ばお目附以下は五日とか其以上となれば十日。十五日。三十日。上役丈け日限も長く。役目の高きものは所謂五分月代となるが例なり。明治維新後國民の喪につき定なし。唯明治三十年英照皇太后崩御に當り。國民の喪期を一月とし。宮中喪を一箇年とす。御葬送の當日は西洋の風に傚ひて。國旗に黑巾を付けて揭くることを創定せり。是より先。條約國の皇室に喪あるときは。日限を定めて宮中喪を發せらるゝことあり。官内官吏は衣帽劍に黑巾を纒ひ。襟飾手袋を黑色にす。人民も是より先。西洋風に傚ふて葬送には右の如き服を用ひ。又帽に若干日間黑巾を纒ふものあり。

【三殤】和漢名數に云く。未レ成レ人而死曰レ殤。長殤。十六歲至二十九歲一。祭終二兄弟之子之身一。中殤十二歲至二十五歲一。祭終二兄弟身一。下殤八歲至二十一歲一。祭終二父母之身一。成人而無レ後者其祭終二兄弟之孫之身一。七歲以下爲二無服之殤一。

【本邦中世五葬】和漢名數に云く。土葬。火葬。水葬。野葬。林葬。右除二土葬一之外四者皆毀二棄形骸一。可レ謂二不孝不仁之至一也。近世人文漸開。水葬野葬林葬三者無レ之。唯有二火葬一。案釋氏要覽云。葬法天竺有レ四焉。謂二水葬火葬土葬林葬一也。」程子曰。古人法必犯二大惡一則焚二其屍一。今風俗之弊遂以爲レ禮。雖二孝子慈孫一亦不三以爲二異。今有二狂夫醉人一。妄以二其先人棺櫬一彈則以爲二深讎巨怨一。及下親拽二其親一而納中之火中上。則各不三以爲二怪可レ不レ哀哉」とあり。儒家にては火葬を忌みしなり。

【喪葬の禮】また近藤芳樹の葬喪考といふあり。これは今日の時勢を斟酌して。自らの意見を述へしものなり。今其要を抄す。云く。葬日より三十日に滿て。穢の盡る翌日にまた祭禮をなす(支那にてこれを祭哭といふ)。但三十日に滿たる翌日も朝の饌をば。これまでの通にし。夕の饌に至り。例の高盛飯の土器。並に菓蔬魚物を以て調へ。淸酒を瓶子に入て備へ。親類集りて哀慕の情を盡し。禮をなし。皆々精進をおとすべし。支那にては一周して十三月過たる時の祭を小祥といひ。再周して二十五月過たる時の祭を大祥といひて。是迄を三年の喪とすれ共。本朝には三年喪の制なくて一年喪なれば。祥に大小をいはざる也。然れ共卅日過て。穢の盡たる時の祭の卒哭を。小祥とし。十三月過て喪の終たる時を。大祥とせば。小祥大祥きはやかに。其名目たち。且支那の准據にもかなひて宜しかるべし。其故は祥は吉といふ事なれば。三十日過てやう〱吉にかへりそめ。一期過て全く吉になればなり。これまての例は四十九日過て五十日に滿までを忌中とすれども。神葬御再興に付ては。士庶の耳目を改むる事をせざれば。舊弊除きがたければ。五十日の忌をば停廢して。三十日忌十三月服と定給ふべし。但。伊勢大神宮式を考るに。伊勢の宮人は着二素服一。及二四十九日之後一。祓淸復任」とありて。かくの如く五十日の忌は。四十九日より起れり。さばかり佛事を忌み嫌ふ伊勢の神宮にすらあれば。強ちに佛家の制にもあらざるべし。喪禮私說には。七々の數も天に七政あり。人に七情あり。聲に七音あり。色に七色あれば。喪祭に此數を用ひんも非にあらずといへり。また趙翼か陔餘叢考に。七々四十九日の事を。元魏北齊の頃にや起りぬらん。元魏の時に當ては。道士の教盛なりき。道士の丹を鍊り北斗を拜する大旨。七々四十九日を以て界限と

す。恐らくは其法を推して。終を送るに用ひ。つひに七々の制となりしならんといへり。今おもふにかく七々の數も。古來准據なきにはあらず。殊に天武天皇。朱鳥元年九月丙午に崩玉ひて。壬子(日本紀板本甲子に作れるは誤なり)。初七日に當れるに。諸僧尼發二哭於殯庭一とあるは。初七日の讀經して發哭せしなるべし。其後文武天皇崩御の時は。七日々々の齋會を諸寺にて設け玉へること。續日本紀に見えたり。されば趙翼が道家より起りたる事のやうにいへるも。いかゞあらん。五雜俎に。死毎二七日一則備二一祭一。謂二之過七一。至二四十九日一而止。或有下延二僧道一作二道場功德一者上。搢紳禮法之家不レ爾也。死後朝夕上レ食。至二百日一止と見えて。僧道の字僧家に係れば。さもあらん歟ともおもはるれど。東見記に。櫻町中納言。欲レ修二少納言信西十三年忌一高野僧明遍不レ從。佛者四十九日而止」と見えたれば。四十九日までの過七は。もはら佛家のこと也。されば兎に角にもこれらに從ふは快からねば。三十日の穢過たる翌日を小祥と定むべし。上にもいへる如く。祥は吉なれば。此日より吉祭にして。饌にも生魚等を薦むべし。靈前に備ふれば。家內に於ても其おろしを喰ひ。餘物をも食ふべければ。是より精進を止むへきなり(神道要祭家禮に。八日々々を祭り。八々六十四日。此間神棚に注連を引くといへり。かく注連を引くは。淨穢の界限をなすことにて。古書にもその例見ゆ。かくするは。神道には八の數を用ふといふこと。社家なとに傳ふる說ありて。古事記に天若日子を葬れる事をいへる件に。八日八夜といふ事の見へたるを。據としていへるなれども。七の數も鎭火祭の祝詞に。夜七夜日七日。また山城風土記に。神集々而七日七夜樂遊と見えたれば。あながちに嫌ふべき事にはあらすなん)。これまで忌中を五十日として。その前日に四十九日の祭を行ふが例なれは。三十日を忌中として。その翌日より小祥をなすは。歸厚の教に違へるやうなれど。そのかはりには一期の服中を。これまでよりも謹愼を加ふれば。追慕の情に缺る事はあらざるなり。かくてこれより一期終るまて。日々饌を備へ。一期の服終れる月の命日を。大祥として。また此日も親類あつまりて饌を具し。哀慕の誠を盡し。服を脫くべし。今世は服衣を別に製せれば。着服脫服のしるしはなけれども。服中はせめて色うるはしき衣を着すして。月日を過し。一周の祭を限にして。是れより禮服をも着すべきなり。この一期(十三月)の服か。大寶以來不刊の令典なれは。漢土の三年喪制をば用べからず。但大寶より以前は。服制も正しく定らざりしゆゑに。志の淺深によりて。三年喪行ひしにやとおぼしき事もなきにあらず。景行天皇。六十年の十一月に崩玉ひて。成務天皇の二年十一月に葬玉へれば。その間諒闇なるべく。これまさしく太古にて三年喪。二十五月の制に自然とかなへる事の始なり。その後天智天皇は。七年正月に即位し玉へり。日本紀通證に。此事を論して。天皇在二諒闇一三年。四年春二月間人太后崩。又居喪三年。都而六年空位」とあり。これに依れば三年喪を二度し玉へるか如し。されども三年とはいへども。二十五月なれば此說從ひがたし。後世に至ては南朝に於て。君臣ともにこれを行ひ玉へり。その事新葉集に見えて。新待賢門院崩御の時。三年の諒闇過たる後の五月五日に。あやめにつけて。「今更に音にこそたつれみとせまで。あやめもしらて過しかなしさ」と。後村上天皇のよませ玉へる。また同集に。右近衛大將長親卿父君の喪にて。三年の服し玉へるうちに。また後村上天皇崩御ありければ。よみ玉へる。「三とせまてほさぬ涙のふち衣。こはまたいかに染るたもとぞ」。かく殊更に南朝に行はれしは。是蓋後醍醐天皇に從へるは。みな忠臣孝子の限にて。山中の艱難をみす〳〵歷たる人々なれば。霜露の變りやすき一年の間の服にては。餘波をしきより。また繰返し行へるものにて。自然に三年となりたるなるべし。されは漢土の古制を准據にして建玉へるは勿論ながら。もとより虛飾の法にはあらず。誠實の心より起れる事なれば。今も時王の制ならずとも。忠臣孝子。私に三年喪を行ふものあらば。昭代の美事といふべし。近世にては伊藤仁齋。三年喪を行ひて。「三とせとて定めし數の限あれば。けふぬきすつる藤衣哉」とよめり。これは儒者なれば尤かくあらまほしき事也。然はあれど方今多事の世の中。殊に澆季の人情。中々一年の喪も。復古の議。建がたければ。まして三年喪行はるべき時勢にあられば。三十日の小祥より外勤をなし。外勤はすとも一期の大祥までは。祭場賀筵すべて酒宴等に相交らず。謹愼して過すべし。尤樞要の職事たる人は。以レ日易レ月の制を以て。奪情從公も稀にはあるべし。よしや以レ日易レ月の制にて。十三日限に外勤すべしと被仰付たりとても。こは無據の權制に出たる事なれば。いまた卅日の穢さへ盡ざるうちなれは。公用を勤むるのみにて。君前などには猥に出可らず。これ服をは許されても。穢は許されて盡る者にあられはなり。抑喪を一朞十三月と定られたる根本の道理は。四時いつしか過て。霜露既に變りぬれは。其間にあらゆるものみな更始せさる事能はざるにより。哀戚の心も。少しは衰ふべき理を天地に體して建られたるなれは。もとより民德をして。厚きに歸せしむるの法なるゆゑに。无據に出たる權制とても。成丈けは以レ日易レ月の制をは用ふべからす。たとへ上よりは。しか被仰付たりとても。私の心喪をば。一朞堅固に遂べき事になん。續日本記に。

光仁天皇崩玉ひて。一葬の御服はてたる翌日の詔に。禮制有レ限。周忌云畢。但朕乍レ除二諒闇一。哀戚尙深云々。來年元正宜レ停二賀禮一焉」と見え。また三代實錄に。文德天皇崩玉ひて。一葬の御服はてたる後の九月九日。停二重陽節一。以二先帝忌景一也などは。御除服の後なれども。吉禮を行はざる。みな无限の御哀戚より起りたる事にて。下々とても。此意をわきまへ。一葬を過こすべき也。一葬はてたる日。河原に出て祓身滌を行ふ。祓は社人を招きて讀しめ。身滌は自ら河水に臨て是を行ふ。相模集に人のおやの服をぬくとて。河原に出しに。われもそのゆかりに帶をさゝせたりしに。もろともに出し人はおりて。祓などすめり。車より帶を出すとて「藤衣ぬく人ましていかならん。帶をとくだに袖は濡けり。」此帶に重服帶と輕服との二種ありて。重服帶は麻繩に紙を卷たるなり。輕服帶は麻布に紙を卷たるなり。此事玉葉に見えて。また同書に。安元三年五月十四日。出二河原一除レ服。解二除切麻布一流レ河。如レ例。また平戶記に。仁治三年二月十六日。令レ除二四條院御服一。陰陽師切二御帶一。遺二河原流一奔也と見えたるなどを例として。祓と身滌とを行ひ。除服のしるしをきつと建て。其後憚なく吉事に從ふべし。今按に。服とは喪服を着るを以てつけたる名なり。此喪服の外に。素服といふものあり。上件に木綿か麻布にて。今世の上下の如く制すべきよしをいへり。喪主は是を喪服のうへに着て。葬送の供奉をなし。又三十日の間朝夕靈前の拜禮に用ふるなり。大かた喪服と素服とは。同物と心得たる人多けれど。さにあらず。素服は君の喪には公より賜はりて着るなり。父母の喪には。自ら制して着るべし。喪服は君の喪なるも。父母の喪なるも。共に自ら制するなり。類聚雜例に。長元九年四月十七日に。後一條天皇崩御にて。五月十九日御葬送の使に。式部丞源重成奉二出納小舍人等一。於二東對北方一。分二行素服當色等一(於一條裁縫刻限持來)。只有二不レ脫レ袍其上着一レ之。また中右記に。永久二年四月二十一日云々。養祖母之儀。可レ有二五月服一也。强不レ及二濃色一。但雖レ然於二素服一令レ着給可レ宜者。本云服者是素服也。仍不レ論二重輕服一。可レ着二素服一者。(中畧)。然者恐可レ着二輕服並素服一也。また長秋記に。新院今日可レ着御服の御衣也。而不レ着二素服一。可レ着二錫紵一之由所二仰下一也。また玉葉に。安元二年七月十四日。前建春門院。御喪家初七日也。云。於二陣外一着二素服一。また同書治承五年十二月。女院御葬送。同十八日着二御服一。共濃色也。余先於二家中一着二直衣一(橡无裏鈍色衣也)。出二郭外一着二素服一。また明月記に。建久三年三月二十六日云々。素服人々每二七日一。裝束之上着二素服一(貲布也)云々。四月二日。於二蓮華王院一(御字四十九日也)。可レ脫二素服一云々。於二北陣一先如二一日一着レ之即脫レ之。只着二袍許一偏如二小忌一云々。尋常之說。着二素服一之後。着二諒闇裝束一。また伏見上皇御中隱記に。九日初七日。今夜上皇有二御素服事一(御聽聞所御簾被懸黑色御簾御素服所被用伊豫)。二十一日。今夜上皇令レ除二錫紵一給。於二東向織戶中門內一有二此儀一。於二庭上一(素服所前)。立二廻御屛風一。供二御座一出御(御烏帽子黑御裝束)。令レ除二御服一。着二御素服所一。これらみな素服喪服異なるの證なり。勿論喪服は鈍色とて。今俗に泥鼠といふに類したる色にて。眞黑なるにはあらず。されど輕服なば色を薄くし。重喪には色を濃くするゆゑ。君父の喪の如きには。眞黑といふばかりに深く染つる事。榮花物語諒闇の件に。天のしたおしなへて烏のやうなり。又古今集哀傷歌に。「深草の野べの櫻し心あらば。ことしばかりは墨染にさけ」。などあるを以て知べし(葬喪令の錫紵を。義解に淺黑といはれたるにて。眞黑にはあらざること明らかなり。眞黑なるは五色なれば。いまいましき色といふべからず。彼鈍色の深色は。その色どみて見苦しき服なるゆゑに喪中の衣とするなるべし。されども。古事記にぬば玉の黑きみけしを云々これはふさはす。つ濵。そにぬきうてと八千矛神のよみ給へる黑き御衣も。眞黑にはあらで。鈍色なりしなるべし)。素服は白色なる事。素字を用たるにて知べし(漢土には白色を忌嫌ふこと。諸書に見えたり。皇國はさるにあらず。白色を貴き色とす。然れども。これも。眞白を貴き色とたふとむなり。素白は。やゝ鈍たる氣を帶たる色にて。明淨く白き色にはあらさるべし)。然るに舊くより縉紳家に於ても。【喪服】と素服とをひとつに心得玉へるにやとおぼしくて。薩戒記。永享五年二月の件に。凶服者亮陰。直衣は鈍色。素服は重服鼠色也とあるは。當時すでに事實を失せりとおもはる。後櫻町天皇崩御の時。谷口胤錄といへる者。博識學者にて。古書を探索し。喪服と素服との別を正し。また當色といふものゝ事をも詳に考へ出たるを。つひに朝廷にも御採用に相なり。それより素服當色の上品御再興になれり。その素服の白なる證は。園大曆文和二年九月の條に。素服は纐麻白色不レ染レ之。如二直衣一調之。また明月記天福元年九月の件に。素服公卿料如二直衣一。殿上人以下料如二狩衣一。已上用二商布一裁縫畢とある。商布は染ざる布のことくにて。白色なり。この素服は。私に製せざる證。同記の次文に。縫畢刻限自レ隱各送レ之。或は又以レ使請レ之。また吉野次第に。素服を賜はる人は黑染の裝束着てまゐりて。其うへに素服を着るなりとあり。黑染は喪服にて。家より着て參り。素服を上より賜はりて。その黑裝束の上に着るなり。これらにても。薩戒記の素服を鼠色といへるの非を知るべし。また當色は。中右記嘉承二年七

月の件に。當色之人。留ニ當色於山作所一。素服は持歸置爲ニ後日着用一也。これ當色は御葬送の時ばかりの物にて。御送りをして。御葬所にとゞむるものなり。山作所といふが。即ち御葬埋の所なり。されば當色は素服とは異にて。御葬送の夜に用ゐるばかりの物なるを知るべし。素服は靈前の拜禮のとき。表に着ものなるゆゑに。山作所より持歸るなり。明月記建久三年三月の件に。素服の人々毎ニ七日一裝束之上着ニ素服一也(貲布也)とあるを以て知るべし。裁法は上の件にいへる如く。公卿のは直衣の如く。殿上人以下のは狩衣の如し。當色は肩衣の如きもの也(當色の名義は唯其時にあたりて。用ある色のよしなるべし)。又玉かつま云。今の世に。親先祖のうせぬる日を。忌日といふは。月毎の其日にて。其月のをば。殊に祥月とぞいふなる。此祥字は。もろこしの小祥大祥よりうつれるなるべし。されど古は。今いふ祥月をこそ。忌とはしけれ。月毎の忌日といふは。こゝにももろこしなどにもなかりしかば。祥月と云ども。もとよりなかりし也。昔は忌月とて其月の内は。すべてよろづをつゝしみて。その日をば殊に正日といふとは有きかし。されば今祥月といふも。正日の例にて。正月なるべきを。然書ては月次の正月にまぎるゝ故に。祥の字は書にもあらむか。扨月毎の忌日は。もろこしになき事なるを以て。今じゆしやなどは。あるまじき事として。親も先祖も月毎には死なず。死し日は。たゞ一日こそあれ。などいふめるは。一わたりはことわり聞えたれども。もし然いはんには。年毎にも死にはせざれば。年毎の忌日もあるまじきことゝやいはまし。すでに年毎の忌日あろうへは。月毎にせむも。何かあしからむ。これは古よりもまさりて。ねもころなるしわざにしあれば。今の世のならひにしたがはんこそ。まさりてはあらめ。又忌日度々にては。おのづからまことの忌日の。なほざりになるかたありともいふべけれど。そは今も祥月とて。又ことにすれば。これはたかくるかたはなきぞかし。さて又近き世には。服忌といふわざ有て。一周忌。三年忌。七年忌。十三年忌。十七年忌。二十五年忌。三十三年忌。五十年忌。百年忌と。又殊にねもころに物すなる。これはた古はかつてなかりしわざにて。皇國にては昔は一周忌をはてといひて。殊に物し。もろこしにては。一周忌を小祥といひ。服のはての三年を。大祥といへるのみこそ有けれ。其外佛の道にも。此年忌はなきこと也。然るに此わざ。やうやうにひろごりて。今は佛の諸宗にもあまねく其祖師などのためにも。遠忌とて。三百年。五百年。千年などまで。はるかにかぞへ出て。いかめしくおこなふことゝぞなれりける。そもそも此年忌といふわざも。月毎の忌日と同じたぐひにしあれば。古になかりしわざならんからに。すつべきにもあらず。何わざも。古に異なるをば。ひたぶるはふきすてむとするは。よろしからぬさかしら也。そこなひだになくば。時世のならひにそむかざらむこそよからめ。又事が中には。古よりも今のしわざのまされるも。などかなからむ。園大暦云。貞和三年九月二十五日。今日竹林院入道左大臣三十三回忌辰也。因レ玆廣義門院就ニ于西園寺無量光院壇場一。被レ修ニ御佛事一。件葬月佛事。先規未レ詳云々。且取ニ于教内一更無ニ所見一云々。然而或又有下營ニ此事一之人上歟。予先妣此忌辰。有ニ相營事一所詮幽靈之追福。遠近盡ニ懇志一之條。可レ叶ニ孝子之道一歟とあり。此の論おだやかなり。」玉襷拟なき跡の忌日祥月年忌を弔ふ事は。世人これも。佛道より教へられたる如く。思つて居るが。諸の經論に曾て無き事て。其は七十八代。六條天皇の嘉應二年の事て有ますか。櫻町中納言成範卿と云ふ人。其父信西の。十三年に相當したる故に。其頃天下の知識と聞えたる。高野山の明遍僧正と云は。この成範卿の弟て有たる故に。父信西の十三年忌の供養の趣を。明遍に問れた處が。其返答に。一切の經文を考ふるに。亡人の遠忌を弔ふ事の。證と爲べきこと曾てなく。佛法の功德は。たとへば。五逆十惡の罪人なりとも。引導の功力を以て。成佛させむと云が。釋迦の本意。佛經の趣だから。五年も七年も。六道のちまたに流轉して。佛果を得る事のならぬは。其佛意に背いて居る事だに依て。佛法を以て父の遠忌を弔らふ事は。堅く御無用たるべく。しかしながら。儒道には。神主の法とて。遠忌を祭る事が有る。其趣意は。去る者は日々に疎く。此を慕ふ心の。年々に疎くなるを以て。遠祭にいたす事なれば。儒法を以て弔ひ給ふこと。然るべくと答へたりと云こと見え。また東見記と云物に。京都相國寺の瑞溪和尚と云が。一切經を考へたる處が。年忌服忌の事。曾てないに依て。儒道の祭法を假て。年忌を始めたりと有る。此の如く昔の正直なる出家は。俗家から遠忌を弔ふ事を頼めば。佛經に无い事だと云て。白地に儒道を借て祭れと申したものを。今の僧徒は。過去帳を繰出して。旦家の遠忌を改め。今年何月何日は。何信士何信女の幾年に當るなどゝ云て。先から催促するやうに成たが笑しき事なり云々。

【和漢錫紵の制作之事】異朝には錫紵の字なし。只錫と云ひ。又は錫衰と云ふ。禮記に。朝服十五升。去ニ其半一而緦す。加レ灰錫也とあり。然れば朝服は一幅に一千二百縷。此半を去れは緦六百縷なり。此布に灰を加へて治めたるを錫と云ふ。禮の間傳に據るに。凡斬衰。齊衰。大功。小功。緦麻。皆縷の疎密を以て等を定む。其裁縫は斬衰は腋より下を縫はず。齊衰以下は。皆之を縫ふ。文公家禮などに詳なり。異朝

の制略此のごとし。本朝喪葬令に。凡天皇は爲ニ本服二等以上親服一。服ニ錫紵一。義解に錫紵者細布。卽用ニ淺墨染一也と。釋に唐令の錫紵者。禮儀の喪服傳に。無レ事ニ其縷一。有レ事ニ其布一曰レ錫。此令の錫紵は錫色の紵服のみ。鐵の黑きを曰レ錫と。然れば則黑染の淺色のみと見えたり。此釋の意を察るに。異朝の錫は色の名に非ずして布の名なり。故に錫紵と字を重ねずして。元より色なく。本朝の錫は布の名に非ずして色の名なり。故に錫紵と稱して淺黑色なりとの意なるべし。此說に據れば。和漢の錫相同じからざるが如し。然ども異朝凶服に錫の名ありて。本朝も亦此の名あるに。各別の筆を以て名くべきには非ず。夫れ喪葬令上の文の後に。爲ニ三等以下及諸臣之喪一除ニ帛衣一。通ニ用雜色一とあれば。本朝の錫紵に色ある事明なり。禮記にも加レ灰とあれば。淺墨染に近き者なり。鐵の黑きを錫と云。故に此布の色錫の色に似たるを以て。錫と名くる歟。抑異朝斬衰以下。緦麻以上は。等親の爲に服する所にして。錫衰に至りては。王公其臣の爲に服する所なる事。周禮。禮記。唐令等に見えたり（唐令は引て三代實錄にあり）。然るに本朝縷麻以上を去て二等以上の親にも。錫紵を用ふるは。蓋緦麻以上は白かるへし。本朝は白を以て至尊の色とす。三等以上の喪の內にも。故に帛を除く程なれば。緦麻以上をば用ひずして錫を用ひ。從ふて又色をも加ふるなるべし。然れば和漢の錫共に色ありて異ならざる歟。但本朝必しも七升半の布を用ふる制は見えず。又素服と稱するは。異朝には惣ての凶服を云。是は白き義には非す。質素の義なり。本朝亦同じく錫紵等を云て素服とす。中古以來。鈍色の貲布（サヨミ）衣を素服と稱して。錫紵とは別に著御の事。天曆の御記。侍中群要。禁祕御抄。名目抄等に見えたり。

【喪服。忌辰。および維新後服忌令改正なき事】和訓栞云。あさものみぞ。日本紀に。素服をよめり。麻の喪の御衣といふ義成へし。素服には。布を用ひさせらるゝより いふなるにや。萬葉集。天皇崩之時。大后御作歌にも。荒妙の衣とよみたまへり。令にも。細布を奉ると見えたり。海人藻芥に。俗人の服衣は。白直衣也。袖の露を略し。とぢ糸もなし。紐ばかりなり。烏帽子も小結を略するや。鎌倉には白布に墨をとぢ入て。薄墨に染る也。尤以道理に叶ふ者歟といへり。」また玉かつま云。人の死たる後のわざ。上代にはいかに有けむ。神代に天若日子のみうせにし時。八日八夜遊と有て。樂（ウタマヒ）して遊びし事などの。わづかに見えたるのみにして。こまかなる事はすべて知がたし。但し音樂して遊びしことは。なべてのさだまり也。そのよしは。古事記傳にいへるがごとし。さて死を穢とすることは。神代より然り。されどそれも日數のかぎりの定まりしは後なるべし。又忌服は。から國をまねびたる後の事也。書紀の仁德天皇の御卷に。素服といふ字など見えたれど。例の漢文のかざりにこそあれ。そのかみさる事有しにあらず。仲哀天皇崩りましゝて。いくほどもなく。神功皇后の。重き御神わざの有しにも服なかりけむことしられたり。そもそも漢國に喪服といふことのかぎりを。こまかにさだめたるは。ねもころなるに似たれども。中々に心ざし淺きうはべのこと也。親などにおくれたらんかなしさは。その月の其ころまでと。きはやかにかぎりの有べきわざにはあらざるに。しひてかぎりをたてて。きはやかに定めたるは。かの國のなべてのくせにて。いひもてゆけば。人にいつはりを教るわざ也。親を思ふ心の淺からむ子は。三年をまたで。はやくかなしさはさめぬべきに。なほ服をきてかなしきさまをもてつけ。又こゝろさし深からんは。三とせ過たらむからに。かなしさはやむべきならぬに。ぬぎすてゝなごりなくしなさむは。ともにうはべのいつはりにあらずや。さるを皇國に此服といふことのなかりしは。きはやかなるかぎりのなきかなしさのまゝなるにて。長くもみじかくも。これぞまことにかなしむには有ける。服はきざれども。かなしきはかなしく。きてもかなしからぬは。かなしからねば。いたづらことや。さればかの國にても。漢の文帝といひし王は。こよなく服をちゞめたりしを。儒者はいみしくよからぬ事に。もどきいへども。ことわりある事ぞかし。皇國にならひまねばれたるにも。ちゞめて。おやのをも一とせと定められたり。さるはいと久しく。身のつとめをかゝむも。えうなきいたづらことなれは。かなしながらに出てつかへんに。なてふことかあらむ。さてかくいふは。服てふ事のありなしの。本のあげつらひにこそあれ。すでにその御おきてのあろうへは。かたく守りて。おかすまじき物ぞかし。すべて何わざも。いにしへをたふとまむともがら。おのが心にふさはしからず思はむからに。今の上の御おきてにたがひて。まもらざらんには。いみしくかしこきわたくし也かし。」又云。服ぬきの次第。平戶記云。仁治三年二月二十六日。今夜左大臣殿令レ除ニ四條院御服一給云々。於ニ川原一可ニ令レ除給一之處。御蚊觸事出來。雖レ有ニ御減一。忽御ニ河原一之條。如何之由。醫師計申間。只出ニ御門外一也。召ニ吉服御直衣一駕ニ御車一。出ニ門外一。向ニ吉方一令レ除給也。政所獻ニ先日御帶一。先レ是召ニ吉服御裝束一。令レ駕ニ御車一給。其後獻ニ御帶一（傳獻之人不レ聞レ之。可レ尋）。召レ之一結にて給レ之（或說。除服之時。又不レ召レ之云。忌ニ□方一歟。猶可レ尋）。鈍色御直衣一襲。置ニ陰陽師前一。御車向ニ吉方一。立レ榻。次修レ禊。次家司兼教朝臣傳ニ獻大麻一。便撤ニ御贖物一。陰陽師切ニ御帶一。遣ニ河原一流弃

也。【橡の衣。君臣吉凶分別之事】橡の衣の中に。赤白の橡。靑白の橡。白の橡等の品あり。其赤白の橡は。黃櫨と茜を以て染。延喜式の比は。參議以上通用し。爾後天皇太上天皇も著御す。赤色と云是なり。靑白の橡は。苅安と紫草を以て染。是亦天皇太上天皇著御し。或は公卿侍臣も著す。靑色又は麴塵と云是なり。白橡は染式未だ詳ならず。公私の奴婢又女從之を著する由。彈正式に見えたる後は。此名を見及ばす。上の三色は。並に吉服なる事明なり。唯橡と稱するは。古今吉凶共に此名ありて。明には決し難し。署愚意を回らすに。極めて一色には非ず。衣服令に家人奴婢は。橡の衣と。義解に橡は櫟木の實也。以レ橡染レ繒とあり。この義解は。唐韻より出たり(引て和名抄にあり)。爾雅に據れば。橡は栩と同じふして。櫟と同じからず。栩實を爲二皂斗一と實の外に有レ房可三以染二皂と。字書に見えたり。和漢皂を以て卑賤冠服の色とする事。其例少からざれば。凶服には非ず(一條禪閤令の抄。及撰塵裝束抄に。橡の衣は搗橡。及茜灰を以て染とあれとも。年代懸隔せる事を引書なしに解したれは。信用し難し)。彈正式に。公私の奴婢又女從橡を(上に出たる。白橡とは別なり)著るよし見えたるも。令に謂へる橡に同し。中古以來。家人奴婢の名絕たれば。此衣も從て絕たり。又西宮記喪服の條に。帝王一周の間著二黑橡衣一。侍臣等依二宣旨一衣之よし見えたり。玉海。養和元年。壽永元年等。諒闇の時に。兼實公橡に直衣にて出仕し。名目抄に。橡諒闇の時殿上人四位人以上著レ之とあり。此外橡を以て凶服とせる事枚擧すべからず。然れとも未其染式を見ず。蓋和歌に藤衣と詠し來れるを以て察すれば。錫紵の色に類して淺黑色なるべき歟。且橡と鈍色とを混じたる說もあり。夫錫紵は布にて作り。鈍色には移し花を加へて。各橡とは異なれども。同しく諒闇の服なれば。三品共に大に異なるべきに非す。然れば家人奴婢の著る橡にはあらで。一つの凶服の名なり。又薩戒記に。橡色は五倍子鐵漿を以て染る由載せ。飾抄に。四位以上は橡と云ひ。續世繼物語に。橡の衣と稱せるは。並に當世の四位以上の袍の色の事なり。抑延喜式の服色の制。一位及二位の大臣は深紫。二三位は中紫。四位は深緋なりしに。一條の院のころより。四位以上。其色一同なる由。小右記に見ゆ。但此時は猶紫に染たるなるべし。此後白橿にて。二三位五倍子鐵漿にて染。又は下を蘇芳にて染て。上を藤の枝。又は柘榴の皮にて染る由。桃花蘂葉に見えたり。終に紫を轉して黑としたれども。橡を以て染ざれば。家人奴婢の橡とは。色異なるべし。其色紫とは稱し難く。而も名なきが故に。薩戒記等に橡と稱せるなるべし。但橡は卑服凶服の名なるを。高位の色の名とせるは誤なりと云傳ふる事然るべし。故に一條禪閤逍遙院等は。都て橡と稱せられたるを見す。如レ此なれば三色差別あるべし。【續日本後紀所レ謂橡染の御衣猶可レ爲二凶服一之事】續日本後紀に。承和七年五月戊戌。天皇除二素服一。著二堅絹御冠橡染御衣一。以レ臨レ朝也とあれば。此橡は吉服なるに似たれども。愚意おもへらく。是布を除きて。絹に改めたるばかりにて。なほ凶服なるべし。其證五つあり。先つ素服を除きて尋常の吉服に移り給はゞ。其吉服の品を擧るに及ぶべからず。是一つ。又令戒に。橡に五位以上すら羅の頭巾を用ひて。絹を用ひず。況天皇をや。然るに絹の冠を用ひ給ふは。是猶文飾に非ざる素服の類なり。此冠と同じく用ひらるゝ衣吉服なるべからず。是二つ。又衮。帛。黃櫨。靑色。赤色等の外。橡など云乘輿の御吉服。他の書に見えず。是三つ。天曆の御記に(引て西宮記裏書にあり)。天曆八年正月二十二日。除二素服一(村上天皇。其皇太后の爲に著御有し也)。二月二十二日。修二法會一服二黑橡の袍鈍色の下襲。同じき表の袴。烏犀の帶一。著二皂衣重服の冠一とあり。侍臣女房等も。正月二十二日。除二素服一。著二皂衣一と見えたり。西宮記に據りても。素服の限は日を以て月に易へ。猶一周の間は。橡の衣を著御すべし。是禮記に父母の喪には衰冠總纓す。十三月にして而して練冠す。三年にして而祥すと云類にて。段々に素服を去て吉に移るなり。是四つ。又續日本後紀には。上の文の後に。屛風之緣には。並に用二黑染細布一。但御座者施二鐵於砥礪之上一。不レ立二御幄一とあり。並ひに諒闇非常の躰なり。是五つ。如レ此なれば縱朝に臨み給ふとも。吉服には非ず。且續日本後紀の印本文字の脫誤甚多ければ。以レ不レ臨レ朝也といふの。不の字を脫せるなるべし。彼の紀の見る所。承和七年五月。淳和天皇崩じてより。同八年五月まで。遂に臨朝の文なく。七年の重陽。八年の朝賀。並に諒闇なりとて廢せられ。八年五月丙申後の太上天皇之服を除くとて。諸司を會へて大祓し。六月朔に初めて紫宸殿に御し給へり。是西宮記に謂へる一周の間依レ不レ臨レ朝。服二黑橡衣一と云と符合せり。

モ

裳は。女の服にて。腰に纏ふものなり。古事記神代卷。身滌の段。および日代宮の段等に。御裳と見ゆ。和名抄に。裙裳。釋名云上曰レ裙。下曰レ裳。和名毛とあれど分けて云は漢ざまにて。此にてはたゞ裳なり。さて母とは纏衣の切まりたる名にやあらむ(古事記傳)といへり。裝束要領抄云。裳。白羅の裳。地摺の裳。下濃裳。纐纈裳。目染裳いろ〳〵西宮記に見えたり。然るに今の世にはつれの裳の中に。纐纈といひて各別の物あり。是も其子細はしらず。むかしの纐纈といへるはくゝりそめの事なり。蜷結雄結ありて纐と纈と別る事。延喜縫殿寮式に見えたり。衣服令義解に

五色の交綵以纈の文をつくるといひ。和名抄に纈は帛を結て文綵をなす。孫愐曰。纈の夾花あるなりとみえたり。凡纐纈は裳にかぎらず。からきぬにもするなり。各其きぬの地をくゝり染にする事なりと承りし。裳の長短も人によりて差別ありや。女房装束抄に。裳のこしなる長さ一丈。おほこし。引ごしうきおりもん。ちいさきあられにくわん小こしおもひ〳〵のおり物。大やうはからきぬの袖より出したる物をする也。いつれも糸にておき物あり。色ゆりたる人りうもんのきぬをきる時も。大ごし引腰はうき織物。うらはひとへもんの唯のあや文ちいさかるへし。夏は生のうきおり物それもひとへ文のうす物。冬は大ごし引腰うらはやうしはる。引ごしの長さ六尺五寸。おほ腰の長さ二尺五寸。小腰の長さ四尺三寸。中重はこは〳〵と張べし。冬はいづれもおめらかすへし。ひとへ裳。夏はひれりかさぬへし。大腰の廣さ四寸五分。小腰のひろさ二寸五分。いつれもうはさしのひしくみありと見えたり。

裳之圖

カケ帶
エリニカクル
大腰
ウワサシ
小腰
引腰

モウセム　毛氈。氈は獸毛を以て織たる者なり。世に之を毛氈といへり。近來花毛氈及絨毯等の敷物多く出て來たれり。和漢三才圖會云。周禮。秋斂レ皮冬斂レ革。供二其毳皮一爲レ氈。本綱云。氈皆畜類毛所レ作。其白其黑者本色也。靑。黃。赤者染色也。肘后方云。以二赤氈尺一枕レ之。則除二夜夢魘寢一。毯(一名𦆵)毛席以二五色絲一爲レ之。按氈今云毛氈也。大抵如二筵席長幅一。或有二方丈餘者一爲レ珍。陝西山西之産爲レ上。浙江者次レ之。雲南者爲レ下。皆純赤色也。靑色者亦有レ之。而不レ如二於赤者一。毯。俗云花毛氈也。今用二大木綿絲一。織二花文一比二眞毯一不レ野。和訓栞云。もうせん毛氈の音なり。花毛氈は大花毛氈などといへり。氍毯とも見ゆ。」安齋隨筆氈十枚。延喜內藏式に。氈十枚(下野國所進)と見えたり。氈は毛織の席也。昔下野にて作る歟」といへり。工藝志料云。氈或はこれを於里加毛といふ。〇欽明天皇十五年。百濟王聖明氈𣰽一領を獻ず。本邦の人是に於て始て獸毛を以て。衣を製することあるを知る(按ずるに本邦の人是よりして。獸毛を以て布を織るの法を知り。之に倣て氈を織る歟)。既にして本邦に於て氈を製す(下野國殊に善くこれを製す)。其の製法に羚羊の毛を糸に和して以て織る。其の粗なる者をば敷設に供す。是を計布志呂といふ。後世に至て業を廢す(業を廢するの歲月詳ならず)。〇慶雲元年。是の歲越後より始めて兎毛布を獻ず。兎毛布は兎の毛を糸に和して紡て織れる者なり。是より後兎毛布の製あり。或はこれを兎褐といふ。人用て寒を禦ぐに供す。〇慶長年間。京師の織工阿蘭陀の製に倣ひて。始めて羅紗を織る。又兎毛を木綿糸に雜へて布を織る。是を兜羅綿といふ。亦外邦の製に倣ふなり(兜羅綿の製京師に於て爲る所の者好からず。故に後世に至ては毛を和せずして之を織る。亦兜羅綿といふ)。今より百有餘年前兎褐羅紗並に皆業を廢す。右諸書にいへることく。下野國にて氈を製出せしといふことは。河野守弘の下野國志。國の名義の條に。木を氣と云ることもあれば。毛は草木をさし。野は顯昭が古今註にも。坂東は足柄の關より東。いと山なども侍らず。皆遙なる野なりと云る如く。都て平らかなる國なれば。毛野國とも名つけしならむと思へるも。然ることながら。內藏寮式に。氈十枚下野國所レ進とありて。當國にて古へ好毛席を織て奉げし國なり。是に依て毛をむねとし。好き毛の出る野といふ義にて毛野國とは名つけしものなるべし(氈は和名抄に加毋。毛席撚レ毛爲レ席也とありて。上代には專ら獸の皮を席とし。又は毛をも糸もて織て席となして用ひたり)。其例は古語拾遺に。好麻所レ生。故謂二之總國一。穀木所レ生。故謂二之結城郡一。古語麻謂二之總一也とあり(出羽も好き羽の出し故の名。また木の國も是に等し)。萬葉集に載たる。之母都家野美可母乃夜麻とあるも。眞氈山の義にて氈を織出したるに依て負はせし名なるべし(今は三毳山に作る)。毳は萬葉集中に。加毋と云辭に多く假用ひたり。新撰字鏡に。毳は宛萬の反。細き羊毛也。波夏介志。知留と訓し。また氍毹の二字

なも毛席也。織毛褥曰ニヽヽ一。細者謂ニ之毾㲪一。加毛と記したり。さてまた眞氈の眞は。眞吉野(ミヨシヌ)。眞熊野(ミクマヌ)なとの眞に同しく稱美の辭なり。但し眞はミともマとも通音なるとはもとよりなり)。といへるがごとし。その三毳山といふは。都賀郡にあり。兵部式に三鴨驛とあるも同所なり。またかもといふもの丶事を。貞丈雜記に。羚羊皮にて作りたるしとれをかもと云ひ。又褥と云字の音はにくとよむ也。羚羊皮は褥になる故。羚羊の事をにくとも云也。拾遺和歌集雜の部の下に云。能宣に車のかもをこひにつかはし侍りけるに。侍らずといひて侍りければ。藤原仲文「か(鹿)をさして馬といふ人ありければ。かもをもをしとおもふなるへし」。かへし能宣「なしといへはをしむかもとや思らん。しかや馬ともいふへかるらん」。右車のかもといふは。車に乘る時敷く。羚羊皮のしとねをいふなり」と見えたれど。和名抄に。加毋。毛席撚レ毛爲レ席とあれば。獸皮の褥といひては違へるに似たり。また南嶺遺稿に。神前へ毛氈しくべからざる事は。法曹類林百十七卷にあり。神樂神事等の時。假にもしかさるものなり。毛氈は血毯といふ。又た獸血ともいふ。上代はことく獸の血にて染るといふ。依て穢はし。末代は名を除る。犯レ之ものは杖一百とあり。(ダムツウ參看)。

モウル 莫臥爾(毛宇留とも書せり)は。もと蠻國の名にして。其國より製出せる織物を直に莫臥爾と呼べり。和漢三才圖會云。按。莫臥爾天竺國名。所レ出之綺似ニ閃緞一而有ニ少異一。本朝所レ織者亦不レ劣。木綿莫臥爾緞。是亦出ニ於京師一。民俗以爲ニ襦衣一。或爲ニ涕紙袋一。是は後世モヘルと云へるものにて。毛長き羅紗なり。金銀モウルとは異なり。又工藝志料に。西陣の織工毛宇留を製す。毛宇留は織法を南蠻に取る者なり。其の金線を用て織るを。金毛宇留といひ。銀線を用て織るを銀毛宇留といひ。金銀線を用ゐざる者を風通毛宇留といふ(享保の頃に至ては。支那の商人錦を本邦に輸さず。商買因て西陣に製する所の錦を以て。支那錦と爲し以て鬻ぐ。而して其の佳なること支那錦の上に以つ)といへり。今もこの金銀毛宇留織は盛に行はる丶なり。

モカウ 帽額。(キチヤウ。ミスを見よ)

モガサ 痘瘡。(デムセムビヤウ。ホウソウ。シユトウを見よ)

モクギヨ 木魚は。和漢三才圖會云。木魚刻レ木爲ニ魚形一。空ニ其中一敲レ之有レ聲。釋氏謂閻浮提乃巨鰲。所レ裁身常作レ癢。則鼓ニ其響一。川山爲レ之震動。故象ニ其形一擊レ之。此荒唐之說。然今釋氏之贊梵唄皆用レ之。按木魚禪家掛レ之擊。其魚似ニ鯤形一。所謂鰲(音敖魚名)。不レ知ニ何魚一也。增一經云。阿難升ニ講堂一。擊ニ犍稚一者。此名ニ如來信鼓一也。釋氏要覽註レ之曰。鐘磬石板木板木魚砧槌。有レ聲能集レ衆者皆名ニ犍稚一。今寺院木魚者。蓋古人不レ可下以ニ木朴一擊上レ之。故創ニ魚象一也。又必取ニ張華相魚之名一。或取ニ鯨魚一擊蒲勞爲レ之大鳴一也(蒲勞作ニ蒲牢一)。又和訓栞云。もくぎよ木魚也。粥魚ともいふ。禪家に用ふるもの也。」案ずるに。制作原始に。隋設ニ木魚一。僧志林造。また魚柝。粥魚などいふはこれを擊鳴らして。食時を報するよりいふ名なるべし。近代世事百談に。古今原始に木魚隋僧志林作とあれど。此人も僧傳中にかつて見ゆるとなし。唯百丈清規に。相傳云魚晝夜常醒刻木象形擊之所以警昏惰也。といへるぞ。正しき說といふべし。さて明の瞿祐が木魚詩云。長廊懸掛發鯨音。鱗甲光芒欲倍尋といへり。この詩のおもむきにては。初めは高く懸けて打ちたる魚形の板なりしが。後に形の變じて今の如くなりても猶懸けたるならん。置きて打つは後のことにて。これを打ち鳴して經呪をよめるは。いよ〳〵また後のことゝぞおもはるゝとあり。實を得たるが如し。

モクダイ 目代は。代官と同じ。又眼代とも云ふ。又南留別志に云く。目代と云ふは。めだいと云ふ事に非ず。さくわん代なり。判官代の如しとあれど。如何にや。代官の條を見るべし。

モクテウ 木鳥と云官の事。官職秘抄の壺井義知が頭書に云。木鳥之意。俗說區々也。皆不レ足ニ信用一。必不レ可レ取也。春宮舍人之中。兼ニ左右衞門一之者是木鳥也。兼レ左者云ニ左木鳥一。兼レ右者云ニ右木鳥一。江家次第。其外實錄所見。但木鳥之字義不ニ分明一。俗說多皆不レ當也。云々。(貞丈雜記)。

モクバ 木馬は。馬術を練習する爲に用ふるものにて。むかしは手綱さばき。かくをいれる法。其外の技術は。木馬にて習ひしなり。今も兵士は木馬に乘下することを習ふ。貞丈雜記に云。木馬之事。古代之書に所見なし。慶長以來の物なるべし。其證は。齋藤安藝守好玄手綱切掛と云書(天文の頃也)云。我等一族に齋藤小四郞と云もの有り。世に勝たる藝能を五ツおぼえて有といへども。馬をば得乘す。年たけて人前に名をながす事をかなしび。馬ほとにくらかけを作りて。女の座敷に置き。不斷女房に口をとらせて云々。此文にて考れば木馬あらば。馬ほどに鞍かけは作るまじき也。木馬なき證據如此也。十訓抄に。木馬の名目出たれとも。是は罪人の具にて。木馬の證に取がたし。」支那の書には。木偶馬(史記)。木寓馬(前漢郊祀志)。木偶馬(張文潜景帝論)。木馬(通典および制作原志)。木馬子(歸田錄)などの文字。ふ

ろくより見えたり。

モクハム　木版のこと。印刷の部に略々記したれど猶洩れたるを記さんに。和漢三才圖會に云く。按。古之書版。多以二梓木一彫レ之。故稱二鏤梓一。其材軟易レ鐫而耗損。今專用二櫻木一。又埋二土中一後取出。否則脆不レ佳」とあり。一時木製の活版行はれし事あれど。寛政。天明の頃は。彫刻の木版行はれたり。木版は之を保存するに置場を廣く要するを以て。板の兩面を用ひて此弊を減するの工夫もありき。明治中。鉛の活版行はるゝに及び。書册の文字に用ふる木版とては。或る好みに依るものゝ外は殆ど之を用ふるものなきに至れり。去れど一方に於て。文物の殷盛に赴けるとともに圖畫の出版多く。且つ書册に圖畫を挾みて説明に充ること。出版社界の常態となりし爲め。圖畫の木版。即ち所謂繪彫りは古へよりも尙盛んに行はれ居れり。此れに二種の刻風ありて。舊來の日本風彫刻の木版と。西洋風彫刻の木版とあり。【日本風木版】の墨板は。堅緻を主とし。櫻の一種にて山櫻桃(山中に生じ單瓣白花の者)と稱する材の。陰乾日を經たるを用ひ。之に鳫皮紙或は薄美濃を用ひ。糊を水にて稀るめ板に塗り。指にて拭ひ去り。其上に紙を貼りて。其後手掌にて磨り。紙の背を薄く剝きて畫を分明ならしめ。乾きて後之を刻す。刻する前麻油を塗り愈々明徹せしむ。色刷に至りては。此墨板を第一板(墨を用ふ)と爲し。色板を第二板以下。色數に依りて其數を增すなり。此色板は柔靭を要す。所謂繪彫は明和二年の頃板木師金六が創意の。四五遍の彩色摺を出だせしに傚ひて。吾妻錦繪出で。漸く其術の進みしに續き。天保より嘉永に涉りて。淺倉伊八。仙之助。蓮吉などいふ名工益々精巧を極め。大に圖畫木版の面目を改めたりと。明治維新後木版彫刻の著く進歩せしは。明治十七年の頃木村德太郎の彫刻にて。瀧和亭の花鳥畫譜(絹地に彩色を施せり)出でたる此がたなり。次いで二十二年の頃木村德太郎の彫刻。田村鐵之助の摺方にて「國華」發刊せられ。世間は一般に日本風木版彫刻の進歩を認むるに至れり。【西洋木版】は黃楊の木口にして。其材の大なるものなきより。數個の木を合せて一面の版に充つ。版面には直ちに圖を畫き。或は直ちに撮影して之を刻す。學科上の書册の插圖。其他説明の精確緻密を要するものは。洋風の下繪にて西洋木版に藉らざるを得ざれば。近年大に行はれ。漸次盛んに成行きつゝあり。此彫刻は明治二十一年のころ。合田清佛國より歸りて生巧館を起し。其學ひし所を以て。歐州風木版彫刻を世に紹介したるを其の嚆矢と爲す。是れよりして。本邦木版彫刻に新面目を生じ。文運の隆盛に伴ふに至れり。【木版の術】木版を彫るに。其の細き部分は。小刀を用ひ。刷りて白くなるべき部分の廣ければ。鑿と槌とを以て之をサラふ。サラヒ足らずして高き部分は。印刷する時紙に觸れて黑き痕を生ずることあり。之をケッと唱ふ。又彫刻して黑く刷るべき部分を誤まりて缺き落す時は。埋木をなして之を補ふ。彫り上りたる時文字を訂正する場合も。之に同じ。之を刷るに。紙の中央に刷るを要するに依り。見當を板木の下部に設くること二ヶ所。彩色刷等にて二度以上の合せ刷をなす者は。殊に之を必要とし。刷工は之に合はせて摺るに苦心す。何となれば木版を刷るには。紙にも板木にも濕りを與へて刷るものゆゑ。兩者の伸縮により見當の狂ふことあるを以てなり。彩色ものは。最初墨刷をなして後。其の上に色板を刷り加ふるものを通常とし。墨板なくして靑。綠。紅。黃種々の板木を刷り合はして畫を組立つる法をツケタテと云ふ。何れも先づ濃き色を後にして。淡き色を先にす。濃淡の各顏料とも繪の具皿にて調合し。刷りて乾きて適當の色となることを驗して後刷る。西洋の如く。二つの色を重ね刷りて。一の他の色を現はすことなし。例へば綠を刷らんとするには。繪具皿に靑と黃との顏料を調合して之を刷るなり。西洋法の如く。靑と黃と二度に摺りて。刷成の後綠色を現はすの方法を取らざるなり。尤も淡色の上に淡色を刷りて。紋樣を出すことはあれど。ボカシにて濃淡を現はさんとする時は。西洋法の如く數回の印刷を重ぬることなく。一回にてボカシを刷り得るなり(西洋にて日本のボカシ刷をレインボウ即虹印刷と云ふ)。其の方。先づ通常の如く板木の上に刷毛にて顏料を塗り。別に兼て備置く濕れ雜巾にて淡くせんと思ふ部分を拭ひ去り。而して後紙を當てゝ。常の如く其の上を馬楝にて擦れば。見事にボカシを刷り得るなり。又艶刷とて人物の毛髮。又は黑き衣服に織紋を見する爲め。光澤を與ふるの方法あり。是は板木に墨を塗らず。刷上りたる紙を濕すことなく。常とは反對に表面を上に向けて板木の上に置き。馬楝にて能く擦すれば。光澤を生ずるなり。又た金銀箔。雲母を摺るには。板木の上に刷毛にて之を塗らず。一の篩を備へ。刷毛にて箔又は雲母粉を水に解かしたるを篩の上に塗り。其の篩にて二三度板木の面を押へ。粉の板面に付きたるを見て。紙を常の如く當て。馬楝にて擦するなり。以上木板彫刻及び印刷の大要なり。刷工の技術は非常に巧拙あり。巧なる者は殆ど畫家に次ぐの技術思想を要することなり。猶錦繪の條を參看すべし。

モクレウ　木工寮。宮内省(參看)中の大寮にして(修理職參看)。木作の事をつかさどる料材をおさめ。番匠を管領す。今も內裏以下の御修理。御造作。みな此

寮の沙汰なり（細かき造作に屬する事は内匠寮にて司る）。【頭】唐名將作大匠。四位五位是に任す。禁中の御修理以下奉行の仁たるへき間。代々其器をゑらひてなさるる也。名計にてはあるへからす。寮領を知行する仁のなる也。諸大夫是に任す。いたく他人なとの執する官にはならす。【權頭】是も五位の諸大夫諸道の者任する官也。いたく執せす。【助】唐名工部侍郎。六位是に任す。【權助】おなし。」以下大少允。大少屬あり。

モクロク　目錄。今は書籍の始に記す目錄或は財産目錄等。總て品目の名を列記するに用ゐらるゝも。中古は轉じて進物の添書を云ひ。德川氏の頃には。進物に貨物を贈るを云ひて。お目錄を頂戴する。目錄で贈るなど云へり。蓋し現品を贈る代りに。添書に馬代銀何程。又は袴代金何程など記したるを目錄と云ひ。之に添へたる貨幣をも目錄なりと思ひたるより來れるなり。貞丈雜記に云く。目錄と云事。目は名と同意なる字也。名をしるすと書てもくろくとよむ也。目錄と云はすべて物の名目を書き錄す書物の惣名なれども。いにしへは進物の品々の名を書くに三つの品あり。目錄。折紙。注文此三品也。目錄とは太刀馬を書きたるを云。注文とは一つ書をして。樽。肴。魚。鳥なと書たるをいふ。折紙とは千疋万疋と書たるを云。何れも紙は二枚重る也。目錄と折紙は横に二つに折。注文は竪紙に書也。武雜書々札篇に。折紙。目錄。注文に少差別有之云々。書札大方に云。折紙と注文と目錄。いさゝか違ひ有る事に候。折紙と申は千疋万疋と認候を申候。注文とは一つ書御座候。一何色々と認候を注文と申候。目錄と申すは。太刀一腰。御馬一疋などゝ認候を申候。料紙は引合たるべし。增鏡云。寬元々年六月十六日。七夜。勅使藏人侍從宗基もくろく持て參れり。大夫對面し給ひて。白き御ぞかつけ給ふ。」貞丈雜記に又云く。【進物の目錄の料紙】貴人より下輩へ給るは大たかたんし大引合なとを用らるゝ。下輩より貴人へ奉るは。小たかだんし小引合なとを用る事古の禮也。今は下輩より貴人へ奉るに。大たかだんしを用る事。分に過ぎたる儀なれども。世上如此なり。目錄。注文。折紙ともに。料紙一重ねを用る事古法也。細川殿の家ばかり一枚に認められし由。條々聞書にみへたり。今時は男は一枚を用。女は二枚を用と云人あり。男女の差別なき事なり。」今時貴人より下輩へは【竪目錄】を用ゐ。下輩より貴人へは【横目錄】を用るといふ説あり。古は竪目錄。横目錄といふ名目なし。前にも記す如く。太刀。馬の目錄と。千疋万疋などの折紙は横に折り。魚。鳥などの注文は横に折らす。竪紙を用し也。貴賤に依て竪横の差別古法はなき事也。」【目錄に點掛る事】貞丈雜記に云く。太刀。馬の目錄到來の時。其目錄に受取りたる由。裏書して表書の通り。受取畢などゝ書て。目錄を返す事。普廣院殿御代より始ると云說あり。又伊勢守殿流には。以上に點をかけて返すと云說あり。あれも非也。古なき事也。目錄を以て披露する間。目錄を返す事なき也。受取たる由をば別紙に書て遣す也。是は太刀。馬のみに限らぬ事也。書札禮節に云。折紙のてんあひ候事。如此にも認候歟（てんあひ候とは。目錄と進物の品無相違なり。合點の儀なり）。

御折紙料千疋請取申如件

名字官

年號月日　實名　判

何かし殿

【目錄記載式】貞丈雜記に云く。目錄に馬代書事。萬挍書條々に云く。目錄に馬代と書候不及見候。一疋の下に毛付不レ書レ代候て調候。毎々の儀に候。要脚と書かるゝ事も可有之。馬代いか程と認る儀。さも可有哉と云々。古は一疋の下に毛付をばすれども。馬代何程と書事なし。御太刀一腰。要脚何千疋と書事はあり。馬代何程とは不書也。貞丈云。今は專ら馬代を用る也。御馬一疋の側に馬代白銀十枚なとゝ書也。殿中へ獻上も右の如くになりたり。今改がたし。然れども愚意を以ていはゞ。目錄には御馬一疋とばかり書て毛付すべからず。毛付せざるは馬代を用るが故也。扨馬代銀ならば。其包紙に御馬代銀何枚と書へし。鳥目ならば馬代錢何程と木札を付可然歟（毛付とは馬の毛色を記すことなり。ウマ參看すべし）。」重籐の弓に征矢をそへて進物にするには。目錄には御弓征矢と一行につゞけて書て。員數は書に不及。征矢は必箙にさす也。されとも目錄に箙をば書に不及也。京都將軍諸大名へ御成の節。進上の目錄の古案の如し。」弓二張人に進候時の目錄には。弓二張とは書くべからず。御弓一張と書て。次に又張替一張と書へし。二張の弓を引と云儀にて。二張と書事を嫌ふ也（二張の弓を引とは。敵に對して弓を引たる者が心がわりして。身方に向て弓を引くを。二張の弓を引と云也。武士たる者さやうにさもしく心がわりするをば詞にも忌むなり）と。古は折紙のまん中に。千疋。万疋などゝばかり書て。人に遣したり。今は金子千疋。万疋。或は肴代何疋。樽代何疋と書て。何疋の上の方に金子を糊にて付る事。世上にはやる也。古は金子なし。鳥目計有し也。それ故たゞ何疋と計書付て。別に鳥目をば遣しける也。今の金子の折紙も千疋。万疋などゝ書て。

モクロ

金子をは別に包て遣す事よろしかるへし。」紙に包たる進物に。上に其名數等を書く事。古はなき事なり。すべて紙に包む物は。兩端紙の外へ少し出して。それとみゆる樣につゝむ也。紙のたけ長くは折込べし。目錄に其色品數抔を書也。其爲の目錄なり。されは包紙には色品數なとを書に不及事也。藥の類。名香なとの類。すへて紙の内に包こめて。外より其品の見えざる物には上書する也。」目錄に欄。肴書にも。先欄。次に肴を書事古法也。大館書札秘傳抄に云。昔は先かやうに欄を書也。近代は前にさかなを書て。扨欄を書也(近代とは東山殿時代の近代也)。」進物の目錄を書に。先精進物を書て。次に魚。鳥を書事古法也。是は尊氏卿夢窓國師を師として。禪法に歸依し給ひしにより。御代々禪宗を崇敬し給ふにより。諸士も皆な禪法をこのみ。精進の人多かりし故。精進物を先として。目錄にも又は座敷え折を出すにも。先精進物。次に魚。鳥と次第を定たる物也。」進物に魚類と精進物有は。目錄に精進物を初に書へし。書札條々に云。總て公方樣へしやうじ物(精進物の事也)をくはへ。進上の事。不ニ見及一也。昆布なども。御肴あら物にそひ申事無之。名物の事も。一色には進上候歟。又常にわたくしには精進物そひ候へし。其時は精進物を一番に可調也。又云。折精進美物(魚。鳥類の事)の事。當方には一番に精進を被調候。他家には美物を一番に被調候。」魚と鳥進物の時は鳥を先に書へし。書札條々に云。鳥。魚物はかり也。此時鳥を先調らるへし。」以上貞丈雜記に記す所なり。猶進物の條及び婚姻の條。結納の條參看すべし。

モジ　文字。(モムジ。カナを見よ)

モジアハセ　文字合。(ヘンツギを見よ)

モジグサリ　文字鎖。(ヒマハシを見よ)

モチ　餠は。糯米を蒸し擣きて製せり。又其他雜穀をもて餠に製するものあれと。單に餠と稱するものは。糯米を以て製するものに限れり。和訓栞云。もちひ。餻餈をいふ。餠は麪餈也と註せれは。小麥團子也。餻も麪餠也といへは同し。望飯の義。望月より出たる名なるへし。說文に餈稻餠也。謂ニ炊レ米爛乃擣之不一レ爲レ粉也。艾餻。葛餻。蕨餻。牛房餻。茄子餻。栗粉餻。柿搗餻。橡實餻等の品類あり。」古へ餠に幾枚といへり。靈異記にも枚餠と見ゆ。」按するにモチイヒは。黐の如く粘る故の名なるべし。【かちむ】顯况云。兒女の辭に。餠をかちんと呼ふ。これは小式部の内侍が故事とて。歌賃と書と云ひ。又は禪語の家珍なりなどいふ。共に俗傳附會歟。堂上方の說に。應仁。文明以後朝廷衰殘の極にあばせ給ひ。廷臣他州に客食し。殿宇荒蕪せし時。官女など食にさへとぼしかりしほどに。町より餠を調して日々に賣ありく者の禁門にも入りける。其男褐の着物を衣けるより。さすが女房のそれとも得いはで。彼男來れば。かちんめせなど呼初ける。こゝにもかしこにも。かちんとて買けるとなん(二條殿の御說也)。貞丈雜記に云。餠の事を女の詞にかちんと云は。かちいゐ也。かちは搗の字也。うつともつくともよむ字なり。舂杵にて物をつく事をかつと云也。米麥などをつくを。米かつ麥かつなどゝ云也。いゐとは飯也。ごはいゝをつきて餠にする故。かちいゐと云也。かちいゐを略して。かちいと云。かちいを轉じてかちんと云也。」又廣益俗說辨云。俗說云。婦女のことばに餠をかちんといふとは。むかし旱魃のとき。土民等能因法師をたのみて歌をよませけるに。たちまちに雨ふれり。土民よろこびにたへず。もちをつきてもてなしければ。能因これは歌賃かといひしより。餠をかちんとよび來れり。今按るに。此說非なり。金葉集云。能因朝臣に具して(古今著聞集には。伊豫守實綱にともなひてとあり)。伊豫國へまかりけるに。正月より三四月まで。いかにも雨のふらさりければ。なはしろもせで。よろづにいのりさはきけれども。かなはざりければ。守能因に歌よみて一宮(三島大明神)にまいらせて。雨いのれと申ければ「天の川苗代水にせきくだせ。あまくだります神ならば神」。神感ありて。大雨ふりて三日三夜やまずとあり。又餠をかちんといふ事は。能因がいひ出したる事にあらず。そのもと大内より出たるをば也。惠命院僧正海人藻芥云。內裏仙洞には一切の食物に異名をつけてめさる。酒は九こん。飯はくご。餠はかちん。味噌はむし。鹽はしろものと見えたり。黑川道祐曰。中古衰世時。着ニ褐壓服一者。盛ニ餠於圓曲器一。戴ニ頭上一而賣ニ禁垣内一。內家女子呼ニ褐壓一而買レ之。其後婦人直謂レ餠曰ニ褐壓一とあり。是等を考へて俗說の非を知べし。」閑田耕筆云。いつの頃とかや朝廷御衰微の頃。川端道喜なるもの日每に餠を獻す(是は例にて。今も日每に小豆のもちを獻ずるとぞ)。それが褐色の服を着たりしより。女房達けふはかちんはいかになど云ひならはせしより。終に餠の異名となれりともいふ。信しがたきを。藤堂樂庵搗飯ならんといはれしは理に覺ゆ。搗栗といふも栗を搗たる也。」又瓦礫雜考云。尺素往來に亥兒舂餠者。十月之神樂など見えたり。餠をかちんといふことに數說ありて。梅村載筆には內裡女房の詞に餠をかちんといふことは。かちんの帽子かふりたる女房の持來れる故也。また日次紀事には節分日。貴賤詣ニ五條天神社ニ云々。買ニ小團餠ニ而歸レ家。此餠所レ供ニ社傍勝軍地藏一也。故謂ニ勝餠一。みなとるにたらぬ事どもなり。東雅にカチヒとは擣飯也と註せり。此說に隨ふべし。」

但かちんといふは後世の名なれば論なけれ共。本かちと云ことゝつくといふことゝは差別あり。そは東雅なども心付ず書たれば。其故よし試にいはむ(餅と餈とのことは東雅にさま〳〵註したればいはず)。先かちといふ言。漢字にはよく叶へるものなきにや。搗擣と同くて。つくと訓字なるを。又かつともよめり。延喜式に(三十九)。非搗青根搗など見えたり。されど和名抄に搗蒜を比流豆木と訓せるを見れば。これも其類にて。搗はつきとよむべきを。かちとよめるは。後の訓なるもしりがたし。さはいへど。古書搗をかちと訓ること徃々見えたり。かち栗などは今は搗栗と書り。搗字はなちては。假にもかちとよむ字なきに似たり。只尺素往來に搗栗とあるはめづらし。もとかちといふ言は。萬葉集の歌に。醤酢爾蒜搗雜天云々あると同言にて。かち。かつ。かて活用こと葉也。その意加へ雜ふるヿと見ゆ。麥かつといふも。芒を去るにから棹にて打てば。その芒脱て麥に雜ればなり。麥は他穀よりも人力を勞するものなれば。和名抄にかちがとは訓せり。かちがたき故の名也。又袖中抄かつしかわせの條に。稻のもみをもかつといへり。合せ考ふべし。されば搗ことゝは別あることとなるを。古書に搗をかちとも訓るをみて。其字義によりてつくと同じと心得るはたがへり。こゝの古書かな書多し。搗字古くより右のごとく訓來れる故。後つひに其けぢめをしらぬヿとなりぬ。さてもちひをかちんといふヿなども出きたる也。また今の言にかつといふとの古意なるは。事の重りたるをかてゝくはへてといひ。又物くはふるをかてにする。かて飯などいふ是なり。」案るに。諸說大同小異也。人其よきを采れ。【餅の種類】さて祝賀の時には之を作りて神に供し。人に贈り。自家にても食ふ例なるが。歲末には貴賤倶に餅を擣きて。正月の祝賀に供するを一般のならひなり。又餅の種類及製造等に至りては。樣ゝあれとも今一々枚擧に遑あらす。玆にその大畧を記載すべし。和漢三才圖會云。按。許愼曰。餈稻餅也。謂二炊レ米爛乃擣レ之不レ爲レ粉也。又以レ豆爲レ粉。糝二餈上一名二粉餈一(俗云。黃粉止里乃餅)。或以二赤豆一和二糝之一。皆用二糯精米一蒸而擣レ之者卽餈也。今俗餈餅餌之三物相混稱矣。皆有二少異一故別レ之。天子御齒固餈也。通俗鏡餈也。雜煮羹餈也。上巳蓬餈也。十月亥猪餈也。凡祭禮婚儀及一切喜祝。皆擣レ餈贈二答之一。餅有二數種一。粟餅。黍餅。蜀黍餅等雜穀。與レ糯合拌蒸而擣者也。或包二肉於中一蒸レ之。此名レ餡。今唯以二赤小豆一煮熟。擂レ之去レ皮和二砂糖一者曰レ餡。【牡丹餅】以二粳糯米一相雜炊二柔飯一。以二擂盆一畧擂二擣之一摸レ手爲二圓餅一。糝二炒豆粉一爲レ黃。或糝二赤小豆泥一爲二紫色一。所謂牡丹餅。及萩花者以二形色一名レ之。今人隱レ名爲二夜舟一。言不レ知二其着一也。又名二主之連歌一。言雖レ不レ附用レ之(擣與レ着訓同。擣與レ附訓同)。八木隆治の說に【餅米】和名抄に。餅乃米とあり。又同抄に蒼頡篇を引て。糯米之黏也とあり。職人盡歌合に云「見わたせは秋の田面の稻もちひ。おほきにいつる山のはの月。」【鏡餅】また本朝食鑑に云。本邦自レ古以レ餅爲二神明之供一。而作二大圓塊一。以擬二鏡形一。故呼レ餅稱レ鏡。此擬二八咫鏡一乎。正月朔旦必以二鏡餅一供二于諸神一。及一家長幼團欒。同薦二鏡餅一。以賀二新歲一。凡用二鏡餅一祝二賀儀一。以二二箇一相重號二一重一。此諱レ奇用レ偶者乎と云ひ。また成形圖說に云。歲首に餅を製て鏡餅と稱ふを。日神磐戶にこもらせおはしける時。其御象鏡に鑄奉りて祈申けるに。再び磐戶明させ給ひしといふ佳例にとりて。新玉の年立歸る春の初を。かの常闇より又しもうつゝに開け明ぬる喜慶になん。たぐへつゝ祝けるとあり【齒固】江家次第に云。元旦。平旦天皇御二東廂一。自二廚子所一。供御臺二本。內膳自二右青璅門一。供二御齒固具一(中畧)。齒謂二人年齡一也。齒固者延年固齡也と。世諺問答云。はがためとて。もちひ鏡にむかふ事はいかなる故ぞや(答)人は齒を以て命とする故。齒の字をよはひともよむ也。齒固はよはひをかたむる也。もちひは。近江の火切のもちを用べしとあり(古今集大歌所の歌に「あふみのや鏡の山をたてたれば。かねてぞ見ゆる君が千年は」)。又源氏物語初音の卷に。はがためしして。もちひ鏡をさへとりよせて云々。榮花物語に。うへわか宮にもちひ鏡をたてまつらせ給ふ云々。類聚雜要抄に。供御脇御齒固六本立など見え。鏡餅の圖をも載たり(俊賴朝臣の歌に云。齒固のをしきのしき者に書つけゝる「我をのみ世々にもちひの鏡草。さきさかえたるかげぞうつれる」ともあり。又東鑑にも齒の賀のを見ゆ)。【餅粥】粥に餅を入るも古きヿにして。枕草紙に十五日は。もちかゆのせくまいるとあり。又成形圖說に云。鎧餅の本は。凡軍陣の粮は。糯米を最上とす。糒になし餅に作り。少く食ても早く飢ず。遠に齎にも重荷にならす。殊に餅になしたるは。臨時に煨燔ば卽食べし。又片餅强餅などいふ物も。久しきに儲ふる供へなりと云々。以上八木氏の說なり。

【餅搗】日本歲時記云。十二月二十六七日頃餅を製すべし。此日より前に立春の節に入らは大寒の節の內に別に餅を作り。今日は年始に用るのみを製すべし。臘水にて餅を製すれば。味美にして久に堪へ。且性和なる故なり。然ども初歲に用るは。日數多く歷たるは堅硬なる故。早く製すべからず。但大寒の內に製しても。その翌日より水に漬置ば常にやはらかになり。凡餅を製すヿに。少にても酒氣ある器に米をかし。又はかし米をあらふいかきに酒氣あれは必あしゝ。初一たび酒にふれ。後に度々餘の事に用ひ。久しくなりて酒氣なきと思ひ。其器を用れは。餅ゆるくして煑れ

はながれて用にたゝず。必つゝしみて酒にふれたる器を用ふべからず。俳諧歲時記云。十二月の尾。傭夫晝夜となく木槌を肩にし。街衢を巡り。高聲に餅擣をと呼。倭俗米丼に餅を舂を加都といふ。貧民これを雇ひ以て餅を舂かしむ。日間は暇なきもの。又乞人の餅を請ふを嫌ふ者。多く夜に入て舂。」また【餅の札】吾山遺稿。江戸にて非人ども門々に立て。餅舂の祝ひとて餅を乞ふ。乞ひ得たる家と。こはざる家との印に。門の柱に紙にて判をして張おくなり。云々。猿蓑「弱法師我門ゆるせ餅の札。其角」とあり。餅搗の日には。その柔きをちぎりて。おろし大根を付け。醬油を傅けて食ふ。極めて旨し。之を【カラミ餅】と云ふ。【若餅】正月三日の間に搗を若餅と云ふ由古老いへり。雜談抄一說に云。三ヶ日に餅搗ことある可らず。俗に餅の大小を云時。小さきを若きと云。是小の詞を忌て云。之れ賀客に饗するに便ある故に。小きを賄ふ故と云々。唯祝語とするのみ(俳諧歲時記)と見えたれど。矢張新年に搗たる餅を。若餅とは云なるべし。【切餅。樽餅】切餅とは。熨斗たる餅を適宜に截ち切りたるを云。また餅を酒樽に貯ふること。今の世正月の餅をそこなはしと。酒樽に納おくことあり。曾呂里狂歌咄一の卷に。南都諸白と書つけたる一樽。はるばるおくられけるは。俳諧好る人には氣がはたらかず。我等酒を好ぬ事は。日比よく知ながら。名物なればとて南都諸白うれしからず。今宵の客衆の仕合と。主不興ながら。封を切てみれば。酒樽に餅をつめて越けるにぞ。上戸どもはおどろきちからをおとしぬ。と見えたれば。當時よりせしわざにや(瓦礫雜考)。【能勢餅】井ノコモチを見よ。【亥子餅】井の部にあり。【草餅】貞丈雜記云。三月三日の祝ひに用ゆる草餅。今江戸にては艾の葉を交るなり。いにしへはよもぎの葉をば用ゆる事なし。鼠麴草の葉を以てつき交へしなり。鼠麴草一名は佛耳草とも云ふ。和名ははゝこ草と云ふなり(江戸にてはほうこぐさと云ふなり)。はゝこくさと云ふを母子と取りなしいはふ成るへし。後拾遺集の實方の歌に「三日の夜のもちゐはくはしわつらはし。聞ばよとのにはゝこつむ也」(此歌のこと書に云。三條太政大臣のもとに侍ける人のむすめを忍ひてかたらひ侍りけり。女おやはらたちて。女をいとあさましくなん罪しけるなどいひ侍りけるに。三月三日かの北のかた三日のもちゐくへとていだして侍けるに云々。はゝこは。はゝこ草と母と子とを云。よどのは淀野と夜殿を云)。又和泉式部か歌集に「花の里心もしらす春の野に。はふはふつめるはゝこもちゐぞ」(此歌のこと書に云。右義より野老をこせたる手箱に。くさもちいれてたてまつりて云々)。また云【いたゞき餅の祝】と云事あり。公家方にて專此事有り。是は小兒五歲になる迄。五月吉日をゑらひて餅を小兒の頭の上にいたゞかせて。官位かたかれ。命幸かたかれと祝詞をいひて。餅を以て三度頭に當てる也。規式の次第委く桃華蘂葉(此書は一條攝政兼良公御作)に見えたり。紫日記云(紫式部か日記也)。かん日なりければわか宮の御いたゞきもちゐの事とまりぬ。六日うまふのほせ給ふとあり(わき付寬弘六年四月一日とあり。かん日は惡日なり。いたゞきは正月する事なれとも延引なるへし)。新六帖信實朝臣の歌に「おさなごの春のはじめのいたゝきに。つかさくらゐはそなへあけつゝ」(夫木抄に見えたり)。【子藏の餅】(貞丈按に。粉いたゞきを如此云歟)。四條流獻方口傳書云。產立の祝產養とも云也。產神棚へ備へ羅產婦へ七夜に祝はせ申也。折五合に五色の餅を盛五合備也。略儀には折二合なり。其外に置鯉。置鳥も備る也。餅のかい敷には松の葉根從を川ゆ。餅の上に何も鶴を作餝事也。五色の餅は白は米の粉。黃は豆の粉。靑は柚の葉の粉。黑は胡麻。水は小豆の粉也。是にて五色也。折二合に盛時は五色を盛合也。產婦へ五色の餅を一獻々々に五度に居る段々引替る也。勿論銚子も一獻々々に六獻めに內鰐出。七獻めに腸煎り是を式の肴と申也。又折二合にする時の祝には初獻引渡。二獻の時二合の折。三獻めに鰭の物出る也。此餅を子藏の餅とも申也(貞丈云。粉いたゝき也。五色の餅をいたゞくもちなり。)【矢筈餅】の事兵具雜記に云。具足の祝言の時肴喰事ありて。矢筈餅の圖あり。光源院御元服記に。二重と矢筈餅を御座敷に備へおく事見えたり(行松調進の由見えたり)。【くつがたの餅】と云は。矢開の祝の餅也(矢開は小兒初めて鳥獸を射たる時のいはひなり)。矢開の餅は喰ひかけて口のかたちを殖し置故。くつ形の餅と云なり。くつがたはくちがた也(タチツテト五音通する也)。口形と書へし。沓形と書くはあやまり歟。くちをくつと云は。馬の口わをくつわと云に同し例なりといへり。かいもちひと云は今のぼたもち也。ある說に【かいもち】と云は。飯をかゆの如くやわらかにして椀にもり。赤小豆の粉。豆の粉なとをそへて出す。今はぎの花といふ物也と云。此說非也。【かき餅】といふに二種有り。搔餅と鈌餅となり。搔もちに又二種あり。徒然草に。最明寺入道鶴が岡社參の次に。足利左馬入道の許へ先使をつかはして立いられたりけるに。あるじまうけられたりけるやう。一獻にうちあわび。二獻にえび。三獻にかいもちひにてやみぬ云々。文談抄に。俗に萩の花といふ物なりとあれば。今世のぼたもちなり。居龍工隨筆。ぼたもちは牡丹餅なりとおもひしに。さに非ず。萩をぼたといへば。直に萩もちといふをにて。おはぎといふとおなじをなりと。上達部の娘の老女となられしが語られしといへり。按ずる

に。ぼたとは泥たるを云なり。又連歌のうへに。奉加帳たま隣不知殿。といへるをを取てこの異名とするは。よくつかぬといふたとへなり。又蕎麥かきをかいもちといふ。玄旨法印の狂歌有り。正章千句に「新發意をそゝのかしぬるうき藏主。煖酒も過すかいもち」。是はそばがきのかたなり。寛永發句帳に十五夜月蝕に。「まん丸な月かきもちの夜食哉。慶友」。餅を手にて缺ゆゑに名付。そは古き習也。埃嚢抄に。二人むかひて餅をひきわるなば。福引と云ならはせるも故なきにあらず。是は今江戸の俗に。そなへくづしといへり。 かき餅は。別に海參とて餅。その形に作り。刀にて薄くきるをいふ故なり。是又二種あるに似たり。雍州府志に。甲胃に供ふる鏡餅は。刀をもて截るといふ事を忌故。手にて餅を破。一片づゝ缺によりて缺餅といふ。 今は一切缺もちといふ。圓山安養寺幷双林寺靈山正法等の僧。嚴冬に餅を製し。薄く切。三寸ばかりの長さなるをかけ干にし。遠火に焙り。貯へ置て賓客に供す。 他に製すれども是に不及。故に圓山缺餅と稱す。近世筥につめて遠方に送る方物とすと云へり。是圓山かるやきのもとなり。慰のすさみ(二)。 土非大炊頭利勝朝臣大老たりし時。ある諸侯老臣たちに請れけるは。近き内に茶を參らせ度候。 御出被下べくやと申されしかば。朝臣をはじめ各〻一同に。是は興あるをに候。 其日皆々參るべしと約束ありて。その日諸老うちつれ行向はれければ。主人門内へ迎て忝よしを述べ。書院に招じ。やがて數寄屋に入られけるに。小き重箱にかいもちひ五つ入。 ふたの上に楊枝を添て出されけり。さて有て。主人茶をたてゝ獻せられて事すみぬ。 四方やまの物語にときうつりて各かへられけり。つれ〳〵草にかけるかいもちひのを。質素なるをたふとく覺えしが。此ころの風俗いにしへにことならず。今の諸侯まさにしられんや。【杉原餅】寛永料理物語に杉原餅と云あり。 杉原紙をよくむしり。うると糯との粉を四六に混てこれ合せ製し。六月用る由いへり。よりておもふに著聞集にふさだの智了房と云者能書にてありければ。 ある人古今集をうつしてたべとあつらへしに。程も書さりければ。主かされて今は只かへずともかへし玉へしと云ければ。智了房こたへけるは。過にし頃痢病をつかうまつりし。紙多く入り。術盡て料紙をみなもちひて候なりと云ひければ。ぬしいふばかりなくおぼえて。本は候はん。それをかへし玉へといひけるに。智了房其もに候。 其本をも紙みそうづにみなつかうまつりて候をは。いかゝして候べきと(みそうつは雜炊なり。今も加賀。越中にてざうすいをみそつといへり。 紙みそづは。 かの杉原餅の如きものを煮たるにや。前に痢病のことをいへれば。其藥食などにてもあるか。【あんぴん】は。餡餅の音なり。又なんぴんともいひしにや。類柑子に朝叟が付合の句「田舍がのかぬ手拭のたて。たべつけぬなんぴん餅を忍ぶらん」。關西にてアモと云はあんもちの略なり。【いまさか】といふは定かならず。文字は美作なるべし。 嘉多言に。美作國をいまさかはわろしとあれば。事いまさかといひたるをとしらる。但し餅に貝せたるはいかなる故にか。世には南鍋町ゑびや作兵衛が餡餅よかりければ。ゑび作餅ともてはやしたるより起りて。いひ誤りたる言なりともいひ。又越後家へ立入もちやのもちより。美作と稱したりともいへり。非なるべし。【いぬま餅】卜養狂歌集。いぬま餅といふものを出しけるに。白き黒き色々の餅なり云々。 按るに。鹽尻に武將の御狩の時に。山神祭。矢口祭といふ事あり。 折敷一枚。盛餅三色。餅數九枚。黑餅三左。赤餅三中。白餅三右。餅長八寸。廣三寸。厚三寸。右三枚折敷如此調進也。射手蹲踞して白餅を取て中に置。赤餅を右に置。其後三色各一ッ宛取り重ね(黑は上赤は中白は下)。座の左に候して山神を祭る。次に又前の如く三色を取り重ねて。自三口食す (始餅の中。次に左廉。次に右の廉)。次に微音に矢聲を發す。次に盃酒。其外故實多し傳へて知るべし。東鑑にも此事あり。按ずるに。 今世十月亥日餅。黑。赤。白三種(朝廷如此調進す。亥日餅は唐の風といへども。餅の製は矢口祭のする處に似たり。 亥は猪なりといへば。狩場の式を用ひ來るにや。又衣幕の紋に黑餅あり。 是も中世の武士矢口祭の黑餅を以て家紋とせし由。或書に見侍りしといへり。 東鑑(十三)に。山神矢口等を祭らるゝ事ありて。【矢口餅】とも箭祭餅ともいへり。されど矢口はもと山口なるを。其義を借て矢のかたには矢口とはいひしなるべし。源氏物語松風卷かくこそはすぐれたる人の山口はしるかりけれ云々。 細流に物のはじめを山口といふなり。伊勢造宮の時も山口祭あり。又た鷹狩にも先入ところを山口といふなりと有り。又亥は猪なりといへば。狩場の式を用云々といへるはうけ難し。 そは亥を野猪と心得たりとみゆ。大なる誤なり。亥は家猪にて豚なり。引證にも及ばぬ事ながら。協紀辨方書(乾隆六年)卷一。蠡海集曰。十二肖屬子云々。戊亥陰斂而持守。狗爲レ盛。猪次レ之。故狗猪配ニ戊亥一。狗猪者鎭靜之物也ともいへり。 さて卜養集にいへるいぬま餅とは。其名のよしも辨へざれど。白き黑き色々とは箭口祭の餅にならひし物とはみゆ。また黑餅の紋の說もいかゞあるべき。 もとよりその餅にかたどらば。柏子木のなりに黑くすべきを。さもあらぬはいかにぞや。凡餅とは漢土にても丸き形のものをいへり。よりて黑く丸きものなれば。しかいへるにて。 こともなかるべし。【龜甲もち】地錦抄に。契板は柿葉の小き如く中に三筋あり。秩父山中の農家客ある

モチ

時は。小麥の粉を水に煉り丸くちぎりて。此荊の葉を兩方よりあて柏餅の如くにして。炮烙にて燒て饗應す。葉をとれば餅に三條の紋見えて。あいらしきものなり。是を龜甲餅といふ。此葉をかめいばらといへばなり(以上嬉遊笑覽)。

【駿河餅】三省錄に云く。大久保主水が先祖は。大久保藤五郎と號す。三州にて御小姓也。ある御陣に。足に鐵砲玉あたり。行步不叶に付て。三百石の領地召上られ。在所に蟄居す。御不便有之につき。その妻女每度御機嫌何として。餅をたづさへ參上す。此もちはなはだ御意に入。每度おほせ下さる。天正十八庚寅年。江戶御打入につき。御城ちかき處に參るべきよしおほせくだされ。鎌倉まで引越し。每度餅をさし上る。これを駿河餅と召され。彼妻あつかひ來るにつき。後に御菓子屋となりしかども女の制たり。すなはち飯田町に屋敷を下され御用を勤め。常憲公の御ときより男の制となる(槐兵家茶話)とあり。大久保主水の事水道の條にあり。參看すべし。

【長崎柱餅幷幸木】骨董集云。世間胸算用卷之四に。長崎の年の暮の事をいへる條に。餅は其家〱の嘉例にまかせてつきける。柱もちとて仕舞に一うす大こく柱にうちつけて置。正月十五日の左義長のときこれをあぶりて祝ひける云々。庭に幸ひ木とて橫わたしにして鰤。いりこ。串貝。雁。鳧。雉子。或ひは鹽鯛。赤いわし。昆布。鱈。鰹。牛蒡。大根。三ケ日につかふほどの料理のもの。此木につりさげて竈をにぎはせ。すでに大晦日の夜に入れば。物もらひども貌あてして。土でつくりしゑびす大こく。又荒鹽臺にのせ。當年のえ方の海より潮が參つたと。家〱をいはひまはりけるは。船つき第一の所ゆゑぞかし。云々。と見えたり。これ元祿年中の事也。長崎の人に問ひしに。此の柱餅の遺風今もあり。餅を延命袋の形につくりて。大黑柱に打ちつけて置き。春にいたりておのづから落ちるをまちて。あぶりくらふとぞ。

【目黑の餅花】同書云。昔目黑不動尊の門前にて。ごふくの餅といふを賣。もとはお福の餅なるを。吳服のもちとあやまれりとある物にしるせるはひがことならん。愚按するに。こは御服のもちなるべし。ものくふことを中頃はぶくすといへり。神佛に日每にものを供ずるを日服といへるも。中古より後のことばにみゆ。かのもちももと不動尊に供じたるものなれば。御服といひしなるべし。後に忌服の服と同字なるを忌て御福といひかへ。福を得てかへるこゝろにて。みやげにもとめしならん。昔淺草の茶屋(今云二十軒茶屋)にて。ごふくの茶まゐれ〱とよび人しも。觀音に供ずる茶といふこゝろにて。御服の茶といふことならん。又昔かの不動尊の境內に犬おほくありしといふ。寶永忠信物語(寶永二年板)。目黑の事をいへる條に。ゆめをさませし翠もちや木每に花の吳服もち云々。とみえたり。木每に花といへるをもて考るに。今目黑のもち花といふ物は。むかし御服のもちを木の枝にさして供じたるなごりにやとおぼゆ。江戶砂子增補に云。目黑不動にて飯櫃に白餅を入て。ごふくのもちめせと賣。これもふるき事なり。參詣のともがら此餅を買て犬にあたふる也云々。又嬉遊笑覽に。餅花宗長紀行(下)。冬の梅の一りん二りんかすかにさきて匂ふこそ。あはれふかゝらめ。あまりに正月の童の餅花つけたるやうにさきたるふさはしからず云々。宗長は宗祇が弟子にて。文明。大永ころの人なり。餅花もと節物なるを。江戶目黑の餅花などは常にあり。江戶二色に。この餅花出たり。竹串をさきかけて。其末ごとに餅を丸くひらめて付たり。吉野の花餅を學びたるものなり。四神地名錄(下)。目黑村條。名產に花餅あり」と見えたり。

【大佛餅】根元は京誓願寺前にて之を製す。今以て堂上方へも召さる。至て其風味格別也。又方廣寺大佛殿の前にあり。これ又好味なり。江戶淺草にて製するはこれを倣ひて大佛餅の名目を以てす。近世數品の餅あり。【いが餅】。【さつさ餅】。【あん餅】。【くり餅】の類ひ。多く提重杉折に盛りて美を盡せり。又た【ぼた餅】は。むかしは甚だ賞翫せしものなれども。今はいやしき餅にして。杉折提重には詰めがたく。晴れなる客へは出しがたし。牡丹のかたちに似たるより牡丹餅と名付。又萩の花かい餅ともいふ。堂上方には今にても御賞翫あるよしなり。今も片田舍にて歷々のふるまひを。ぼた餅にて饗應するはむかしの遺風なりと。近代世事談にあり。又た萩の餅は餅を好く搗かず。牡丹餅は好く搗きたるを云ふ。共に豆粉を付けたると胡麻餡を付けたるとを交じへたり。

【自在餅】は餡を付けたる者のみにて。其の形圓からず。手にてちぎりて餡を付くるなり。十月出雲にて作る。本名神在餅なりと云ふ。【幾世餅】近代世事談に云。根元は兩國橋西詰にあり。前は鐵砲町に住してすこしき餅を商ふ。此者の妹にかもんと云あり。此女の夫は厩驛の某にて大百姓なり。某と示し合せ元祿十七年に始めて店をかまふ。其餅甚美味にして榮ゆ。今(享保年間)所々にこの名あるは之に准ずるものなり。何ゆへに幾世餅と名付けたりや(幾世は餅屋の妻にてもと娼婦なりといふ)。

【餅屋】江戶にて餅屋といひて賣餅の根元は。芝三田町鶴屋といふものそはじめなりけれ(以上近代世事談)。【隅田川櫻餅】近年隅田川長命寺の內にて。葉の櫻を貯へ置て。櫻餅とて柏餅のやうに葛粉にて作る。始めは餅米にて製りしが。やがてかくかへたり(嬉遊笑覽)。去年甲申(文政七年)。一年の仕入高櫻葉漬込三十一樽(但し一樽に凡二万五千枚はと入れ)。葉數〆七十七萬五千枚なり(但し餅一つに葉二枚

つゝなり)。此もち數〆三十八万七千五百。一つの價四文づゝ。この代〆千五百五拾貫文なり。金に直して二百二十七兩一分二朱と四百五十文(但六貫八百文の相場)。この內五十兩砂糖代に引き。年中平均して一日の賣高四貫三百四文(三分づゝなりといへり(兎園小說)。當時の繁昌も想ひ知らるべく。現時に在りても花時の名物にして賣高夥多し。【安倍川餅】駿州安倍川の岸なる茶店にて賣る。【力餅】黑豆を餅の中に入れ。鹽を加へて搗きたるものなり。【蕨餅】は蕨の根より澱粉を製して。餅となし。砂糖を付けて食ふ。遠州日坂の名產なり。其他。紅梅餅。大福餅。鶯餅。鹿の子餅。栗の子餅。葡萄餅。山葵餅。切山椒等の菓子に屬する餅少からず。猶。柏餅。外郞。汁粉。新饂。雜煮。點心。菓子等の條を參看すべし。

【餅の看板】用捨箱に曰く。我衣に。古來饅頭賣る見世の緣先に木馬を出したり。あらウマしと云ふ心を表したり。元祿の頃やみたりといふ事あり。云々。河內國石川郡上の太子への道分角。角屋といふ餅屋。我か餅は足が强くてウマきに依り。昔より此看板を出し來りしと答へぬ。又古老の話に。木馬はしんこ馬の看板なり。昔は眞粉馬。飴の鳥。一對の物なり。又た古くより白糸餅と云ふあり。細く捻ぢりたる物にて。異名を疲ると云へり。信州小縣郡の今の風俗を記しゝ册子に。涅槃會の日。寺々にて眞粉餅の細き物を作り。參詣の人に與ふるを疲馬と云ふ事あり。又白糸もどきとあるも是なり。

モヂズリ　戾摺。古今集河原左大臣「陸奥のしのぶ戾摺誰ゆゑにみだれそめにし我ならなくに」の戾摺に就きては。古今榮雅抄に。信夫郡に大なる石貳ありて。其面平かにして戾のやうなる紋あり。其を藍にて布に摺り。天智天皇の時奉れりと云ひ。信夫摺記に。信夫戾摺の狩衣は。信夫の鄕に石あり。此に草の葉を摺り塗りて。絹をおしぬれば。色々に亂れ染みて見ゆるなりと云ひ。童蒙抄に。戾摺とは陸奥國信夫郡に摺り出だせる布なり。打ちちがへて亂りがはしく見ゆるなりとあれど。河原左大臣は弘仁三年の生にて。寛平七年に薨ず。此時奥州に信夫といふ郡なし。後世此地名の出來たるより。此歌を種として今の信夫といふ地に信夫摺の石を僞造し植てたるなり。昔しは摺りにいろ〳〵ありて。黃土摺(ヘニズリ)。山藍摺。榛摺(ハギズリ)。又しのぶ摺。小松摺。遠山摺など延喜式に見えたり。中右記に。鳥羽院時禁三民間服二摺衣一といふは。當時の俗我思ふ物を好みて衣に摺りたるを禁ぜられしなり(後世の染模樣は其遺風なり)。昔陸奥の國よりしのぶ草にて摺りたる衣を出したるとありて。其所は何地とも定めなけれど。其色の戾摺たるがみだれて見ゆるなり。陸奥邊よりしのぶ草の摺衣出だしたるは。もとよりあるべき事と見えて。公忠朝臣家集に。東に下る人に白き物を靑き物して摺りて。火灯を入れておくるとて「打ち見ては思ひ出でよと我宿の。しのぶ草して摺れるなりけり」。陸奥ならでも。しのぶ摺の衣をよみたるは。千載集に「思へどもいはでしのぶの摺衣。心のうちに亂れぬるかな。賴政」。しのぶ草は其葉細かにして摺りつくる物の形。色模樣あざやかならず。戾けるごとく亂れて見ゆるなり(和名抄に垣衣一名烏韭。之乃夫久佐と訓ずるは本草學ひらけざる時の誤なり。烏韭は和名アタゴ苔。一名瓔珞ゴケなり。しのぶ草は漢名小雉尾草)。戾はもぢける事にて。夏の衣に綟をもぢといふは。集韻に廊綟と見ゆ。俗にもぢる。もぢけるといふは是れなり(茅窓漫錄)。今も福島地方の名物としてあり。

モヂリ　捩。(サスマタを見よ)

モツシユ　沒收。(ボツシウを見よ)

モトユヒ　元結。倭名抄云。髻。孫愐切韻云。髻(音活。毛度由比)。以レ組束レ髮也。箋註云。玉篇云。儀禮髻用レ組束レ髮とあり。女裝考云。元結は髮ゆふに必用の物なれば。上古にもありつらんが。淺學には見あたらず。萬葉集に。元結をよみいれたる歌あまたあれど。糸なるも紙縷なるもあるべし(中略)。されども。女の元結は。むかしも飾と實用との二つあり。今も長かもじの綺元結は飾。常に用ふる文七元結は實用なり。飾なるは人の目につき。實用なるは人の目につかず。されば中昔の物語のるゐに元ゆひとあるは。みな飾の元結なれば。今の文七元結の考證にはなしがたし。紫式部日記(中宮御產の條)に。おものまいるとて。女房八人ひとつ色(白きいろ(中略)。宮の內侍いともの〳〵しく。あざやかなるやうだいに。もとゆひはへ(映)にしたるかみのさがりば。つれよりもあらまほしきさまして云々とあり。是はむかしも御產より七日の內。萬の物皆白きを用ゐるゆゑ。髮上げしたる元結は。今の文七元結のやうなる物ともおもはるれど。さにはあらじ。俗にいはゞ今の丈長やうの物の飾り元結ならん。又枕のさうし(季吟本卷八)。むれつふるゝ物「もとゆひよる」とある傍註に。きれん事を氣つかふゆゑにや。とあれば。むかしは實用の元結は紙縷にて自作にしたる物なるべし。猶それと委實なるは小大君集(小大君とは三條院に仕へし女藏人左近也)。宮の御もとゆひよりてまいり玉ふ事は。たゆふと(太夫徒)のなんつかふまつり玉ひしを北のかた(太夫にてありしたれ人にや北のかたなり)。うせ玉ふて(中略)。物の中よりはべりけるを(もとゆひのよりさしたるが物の

中にのこりありし也)。み玉へるにもあはれなる事おほくなど。きこへ玉へるに「ほしわぶる袖のなかにやありつらん。是をぞたまのをにはよらまし」。此歌上の句にほしわぶる(なみだの)袖のなかにやありつらんありて。下の句に緒には縷まし(よらん)とあるにて。八百年前も實用の元結は紙を縷たるに。水をふくませつよくよりをかけて。日にほしてつかひたる事としらる。是を水引とて髮をゆひあるひは物もくゝりしなり。又雅亮裝束抄(下卷)。をとこになるあひだの事といふ條に。もとゆひ。くし二まいがうち。ときぐし一まい。かうがい云々。かみひねりふたすぢ」とある。もとゆひは糸の物。かみひねりは水引なり。是を紅白にしたるは後の事なり。紅白になりしより。水引と元結と二ッの物になりたり。三光院内府記(西三條實澄公の御記寫本)。水引結物見事と云條に。懷紙短册等は紅白の水引一筋を以て結之。女房髮の水引同前候とあり。されば紅白の水引は三百年前よりありへし物ぞと見ゆ。三省錄に。寛永のころまでは。婦女の髮を束ぬるに麻繩にて結び。そのうへを黑き元結にて卷しに。其後麻繩を止めて紙にて結ふ。此紙は越前の國より粉紙にて元結といふものをつくり出して。海内の婦女みな之を用ゆ。それより元結にてまく事もやみぬと。我父正しくこれを見て語り聞かせり云々。露木貞信云。此事に付て思ひ出せる事あり。安永のはじめ。予七八才なりしが。その頃賤きものゝ子どもの髮を結ふには。多くびなんかづらと云ものにて。髮のそゝけしを付け。元結にて束たり。其頃七十餘の老嫗。子供の髮を結ふを見て。嫗が若かりしときは。貴賤となく。子供の髮を結ふには。びなんかづらを用る事は今の如し。束るには手づから紙捻を製し用ひしが。今は元結を用ることになりぬといひき。近頃は紙捻の事絶て知るものもなく。びなんかづらさへなくなりぬ。享保より安永まで五十年はかり。安永より文政まで五十年餘也。世の沿革する事かくの如し」と云ひ。又春雨草(自序に正德二年辛卯。古稀叟順可とあり。寫本)二の卷。在京中の事をいひし條に。今日は久庭老人案内にて出る(中畧)。大和大路の繩手を通りし時。名物とて元結をもとむ。老人申に。寛文の末までは。此堤の下の畠に。元結のしごき場ありて。堤の土にて女が賣りしに。今は元結の名物とて諸國にしられたりと申さる。一把六錢つゝにてもとむとあれば。現時用ふる處の元結は。紀元二千三百年代發明したるものと思はる。【文七元結】といふは寛文以降に起る。武江年表寛文十二子年の條に云。始て元結を製(紫の一本に。永坂六本木の手前。麻布へ下る坂の下にて。文七元結とて名物の元結を搓る由い(へり)とあり。また女裝考云。文七元結といふ名の義は。其角が類柑子(卷上)。北の窓といふ文章に文七といふもの。元結こく所になりぬるなり。俳句「文七にふまるな庭のかたつむり」(文こゝにおはる)。おもふに其角がかくいひしをもて。文七は元祿間の髻匠の名ともおもはるれどさにはあらず。戲子中村仲藏が自筆の日記に(友人柳亭種彥翁が所藏全二卷)。宇都宮の戲場はてゝ烏山へいたる下に「此所は紙の名所にて。むかし文七といひし紙すきありて。是がすきたるを元結にせしと所の人にきけり。」斯いひしは今より七十年前安永中の事なり。又本朝世事談(享保十九年板)卷三に。捻元結寛文の比始る。文七は紙の名なりとあり。是らを證として文七は紙の名と决むべし。蓋し紙すきの文七寶永のころ江戸に出店して。所々の空地をかりて元結つくりしゆゑ。其角が文七といふもの元結こく所といひしもしるべからず。ともかくも紙の名なる事明し。といはれ。また嬉遊笑覽に世事談を引きて云【捻元結】寛文の頃より起る。紙捻を長くよりて水にひたし。車にて縷をかけて水をしごく故に。しごき元結なり。又文七元結と云なり。是は紙の名なり。至て白く艶ある紙なれば。此紙にて製するを上とすといへり。此說然るべし。これを製する故に元結こきをも文七と呼しと見ゆ。好色盛衰記に。烏丸に江戸もとゆひや有と云り。國花萬葉集(七)。武藏國名物類の內。髻結根本江戸に初る。今世京都。大坂にて專ら是を作ると見ゆ。【平元結】とは。今いふたけながなり。貞丈雜記標註に云。平もとゆひは女房の髮ゆふもと結也。うすやうを細くたゝみて用ゆ」とあり。また同書に。今時女の髮ゆふもとゆひにするに。たけながといふ紙あり。古はなき紙也。いにしへはうすやう引合杉原などをたゝみて用たる也。是を引さきもとゆひと云し也。世事談にも此事見ゆ。一話一言に。明智光秀本能寺攻入の條に云。鳩巢小說に。蘭丸右の手に刀を提ながら。白小袖に。髮を修禪寺紙の平元結にて茶筌髮に結候てかけ出。何者に候哉と罵る處を。右の四方田(但馬守)鎗にて突伏申候」とあり。女裝考云。今の【たけなが】といふ物。近きむかしは平元結といへり。それを髻へむすびてはねそらしたるを【はねもとゆひ】とて飾としたるなり。正保中の板。俳書山の井(季吟翁撰)「柳髮のはね元結か三日の月」と。三日月にみたてたるにて。そらしたるさまみゆ。今の元結を浮世元結といひけん。貞享三年板大坂一代女(卷一)。なげ島田かくしむすびの浮世もとゆひと。娘のさまにいへり。又同五年板【　】盛衰記(卷三)。髮のかざりの品々をいふ所に。平髻。しのび髻とあり。此外元祿前後うきよさうしどもに。元結。ひらもとゆひ。はね元結の事あまたみえたりとあれば。當時是等の元結を專ら用ふるに至りしが。嬉遊笑覽に【はね元結】今あるものは。近

モトユ

頃のものとみゆ。もとは今いふ丈なが紙のたちし樣にして。結たるがその末上にそりたるさま。古畫にかけるがある是なり。思ふに今はんがけと兒女子のいふめる。是ははねがけにてはね元ゆひを省き云なり。かくて後色々染紙して作れるも出來つるなり。一代女艸子(三)金紙のはね元結といふ條あり。反せんが爲にはりがれを入たるなり。世の人心(一)。針がね入のはね元結と見えたり。みな若ざかりの婦女が用しなり。今のごとく女の童のみの物にあらず。色芝居草子。やつはり髮は大ていに。はね元結も目にたゝず。出し鬢も少しつと有て。おくれの出たはうるさいもの云々。我衣に。寶永より油元結店多く出來たり。元祿前より元結引ありといへども。買ふ人まれなる故。多くはなしといへりと出づ。【奴元結】白き元結の太きものなり。近世始まりしものなるべし。藝妓などの。意氣なりとて掛けたるものなるを。今は良家の妻女なども掛く。【絵元結】は貞丈雜記に。いれもとゆひ又大もとゆひとも云(中略)。ふとくたゝみ。兩端にしんを入て。金箔にて組て。色々の色にて松。竹。鶴。龜などを繪くなりとあり。倭訓栞に。繪元結といふ物あり。鶴。龜。松。竹などの綵色はや杉紅なるをつま紅といふ。こは宮方よりすけまで也。內侍より以下はつま紅はならず。一方をすこし紅にして模樣は同しとぞ。內々行事に見ゆ。是をだうどもとゆひといふは。堂童子元結の義なりといへり。堂童子は花宮賦なと役する人をいへり。藏人諸大夫なども勤む。南都の諸寺には堂童子といふ下部も侍るなりと。埃囊抄に見えたり」とあれば。誰人も用ゆべきものにはあらず。【髷いはひ】は。紀元二千四百三十年以向の物なり。女裝考云。今のまげいはひといふ物は。安永の間踊子と唱へて酒宴の席へまれかれ。酌をとる小女子橘町にあまた住けるに。席へ出るには美服の振袖にて人柄よきをかれらが旨趣とす。其中に有名をどり子緋縮緬の丸ぐけのするに。金糸の繍をつけたるを島田の髷へむすびてかざりとなしけるに。紙の平もとゆひよりは美にして艷なれば。踊り子ども皆丸縫のまげゆひなりしゆゑ。良家の女子も見學び。つひには世上にはやりしと。亡兄醒齋翁語られき。さすれば髷へ綵裁を掛る事は。今より七十年前よりの一風なり。そのゝち天明にいたり。丸ぐけすたり。小帛のまゝを掛る便利になりてより。都會はさらなり。山家海村の婦女も綵帛の須巾ならざるはなし」とあり。また窕懲富保といふ隨筆ものに。享和の頃まで女髻結きれとて板〆縮緬を價十六銅。二十四銅。百銅までにて髮結丈に切て有しが。御法度になる。其ころ縮緬紙とて縮ましたる紙に。綵色の摸よふしたる美しき紙を髻結に賣る。田舍抔にては雛の幕にも川ひける。今は縮緬の鬼絞り抔にて價百疋。其餘もあるなり」と見ゆ。三省錄云。理齋云。むかしは家ごとに髮水入といふかつらを入し器あり。扨また諺に藁でたばねても男はおとこ也といふことあり。五六十年後まては。女子の類五節句などには四文元結壹把を以まげにからげて。大に美をつくしたる如くせしが。其後紙にて髷掛けと云もの出來て。四文もとゆひなどの事止み。今はまたそれも止みて板〆しぼりばなしの結構なる切れにて。價は四五匁ぐらゐの品を髷掛とする樣にはなりぬ。この末の驕りはいかに成るべき哉」とあれば。後世婦人の首飾に布帛を用ふることは。安永より起りしものと思はるゝなり。

モノイミ 物忌。貞丈雜記に云く。夢見惡きか。又は何ぞ怪き事有て。氣に懸る事ある時。陰陽師に占はすれば。是は大事の事也。幾日が間つゝしみ給へといふ時。其日數他所へもゆかず。家內に引こもり居て人にも逢はず。謹みて居る也。其間は柳の木を三分斗りに削りて。物忌と書付て。糸を付て。しのぶと云草のくきにゆひ付て。冠にもさし。簾にもさし置也。白き紙を小く裁て物忌と書く事もあり。しのぶ草の一名をことなし草とも云故用るなるべし。順德院の御記禁秘抄に云。御物忌の時。惣て不ㇾ出ニ御他殿舍中一。諸事於ニ簾中一有ㇾ之云々。又云。以ㇾ柳造ㇾ簡(三分斗)。指ニ御冠纓一。御放本鳥時付ニ御袖一(書紙。白紙)と見えたり。是は禁中の御物忌を云也。東鑑卷六云。物忌字注ㇾ札付ニ御簾一云々とあり。王朝の頃盛に行はれし習俗なり。

モノサシ 尺度。(ドリヤウカウを見よ)

モノナリ 物成。年貢をことすべて稱して物成といふ。地方指南といふ書に「物成」。亦租稅とも。取箇とも。成箇とも云。皆年貢の事なり。關東筋田方は米納なり。是を本途米とも。取米とも云。亦夏成りに對して。秋成ともいふ。畑方は永納なり。麥作などを見込て永にて六月中に取立る。是を夏成といふ。厘付を仕出すに。永壹貫文に五を置。五石となる。永壹貫文の高とす。五公五民の法。五分をかけ。永壹貫文の取米二石五斗を得る。是を定法として夏成金へ還て。夏成取米を得る。秋成取米を加へ。高を以て割厘付を得るなり。上方筋は大抵兩作場ゆゑ。畑方年貢とて別に納る事なく。殘らす米取にして。玄米取の內三分の一銀納とし。定直段石に付銀四拾八匁替なりしが。今は其年の相場に仍て直段を極るなり。惣じて關東年貢取方。田方は米取。畑方は永取の定法にて。段取を用ひ。上方は惣じて年貢取方田畑ともに米取の定法にて厘付を用ゆ。按ずるに上方は厘取。關東は段取と分りしと。

上方は貫高よりの今の石高になりしゆゑ。高を主とせしに仍て厘取となしたるべし。關東の內にも私領抔には。仕來りにて田畑とも米取にして。厘付取にするも稀にはあり。上方にも段取にて。關東ふうに仕來る所も稀にはあるなり」といへり。尙租稅地租の條を見るべし。

モノヽフ 武士は。武き夫をいひ。ものゝべとは。武夫の一部(ヒトムレ)をいふなり。和訓栞云。ものゝふ。物部と書けり。ものゝべともいふ。されど少しは差別ある事なり。神武帝東征し給ひし時。饒速日命をもて內物部を率ひて。武威を示させたまひしより。物部氏の任となれるをもて。後世に至ても。武士をもはら物のふといへる也。また古事記傳に。物部は母能々布部(モノノフベ)といふことにて。布辨(フベ)を約て。母能々辨とはいふなり。さて其母能々布(モノノフ)と云は(名義は未考得ず)。總て武勇職(タケキワザ)を以て仕奉る建士の稱にして。萬葉歌に。是を宇治の枕詞に云るもいちはやしといふ意なり。又武士とも書り。後世までも。武士をものゝふと云り。さて又朝廷に仕奉る人等を。凡ても母能々布と云て。母能々布之八十伴緖(モノノフノヤソトモノヲ)などよめるも。萬葉に多きは。上代に武勇職(タケキワザ)を主とせられし世の古言の遺れりしなり(母能々布の事。師の冠辭考に委く說れたり。其中に古凡て武き人をものゝふと云て。そは世に限なく多ければ。八十稜威人とは云りと云れつるは違へり。八十氏とつゞけ云るは。かの八十伴緖と云ると同じくて。武人のみならず。凡て朝廷に仕奉る人をも。皆母能々布と云る。其氏々の多き意にて。八十稜威人の意には非ず。彼八十と云ずして。たゞものゝふのうぢといひ。又ちはやぶるうぢ。ちはや人うぢなどゝ云るとは。つゞけの意異なり。彼ちはやぶるちはや人などは。唯宇治とのみつゞけて。八十宇治とはつゞけたる例なきを以て。此差をさとるへし。母能々布之と云る枕詞は。只宇治とつゞけるは。彼ちはや人などゝ同じくて。いちはやき意。八十宇治とつゞけるは八十伴緖の氏々の多き意にて。同枕詞同地名ながら。そのつゞけの意ことなり。よくせずば混ぬべし。さて又ものゝふの八十乃嬬(ヤソノヲトメ)。ものゝふの八十心などつゝけるも。八十氏とつゞくと同意にて八十の枕詞なり。さて又冠辭考に。上代には母能々布てふ稱は見えず。後に云る名なりと云れつるも。いかゞとぞおもふ。二記に此稱は見えざれども。そはついでなくてたまく漏たるにこそあらめ。物部てふ稱。既に上代よりあれば。母能々布の稱も有しこととしるべし)。さて物部と云者は。一部の武士にて。其は上代に殊に勇て武事の勝れたる猩なりし故に。其部を殊に武士部とは名けられしなり(されは母能々布と云は凡て武き人の稱。物部と云は一部の武人の稱にて差別あるを。萬葉などに母能々布にも物部と書る故に。まぎらはしきこともあるなり」といへるが如し。

モヒト ノ ツカサ 主水司。(モムドノツカサを見よ)

モフク 喪服。(モ。キブク。サウレイを見よ)

モミヂ 紅葉は。秋季木葉の紅色(モミイロ)になるを云ふ。モミヂ。モミツ。モミヅル。モミヅレと活用く詞なり。楓は。かへでなり。秋季雜樹皆紅葉す。中に就き楓の紅葉最第一なるをもて。終に呼ひてもみぢともいふなるべし。楓の字義および名稱は。古來諸說紛々たり。古書にカツラと訓みたる處もあり。俳家寺町百庵。嘗て楓考を著はし。名稱字義を詳にせり。文長ければ載せず。すべて我國の草木虫魚に漢字をはめたるは可なれど。中に穩當ならさるもの多し。即ち椿。櫻。楠の類にして。楓も亦其の一なり。近頃植物家は。草木の名の漢字を廢し。すべて假名字を用ゐるべしと云ふ。大に理あるが如し。楓は。他樹と異なり。花を賞するものにあらず。其の葉を愛するなり。春の芽甚宜しけれど。秋の紅葉に如かざるなり。其の葉形は。大小長短圓葉あり。きれこみすかし葉ありて。種類頗多し。地錦抄に。歌仙楓と題し。三十六種を集め。又た後の歌仙楓と題し。更に三十六種を集め。又た歌仙追加と題し。二十八種を集め。皆一々古歌を附す。其の種類合計一百種あり。歌仙楓は。小倉山。高雄。八染。笠取山。赤地錦。たむけ山。名月。しめの內。ときわ。切錦。胃葉。ひぎり。紅の波。紋錦。さを山。袖の內。鹿紅葉。業平。かよひ。朝霧。奥州枝垂。しがらみ。しぐれ山。九重。武藏野。嵐山。立田山。佗人。松風。白波。深山楓。通天。飛鳥川。村雲。唐錦。うらべに。これなり。後の歌仙楓は。千染。もみぢかされ。關守。ます紫。遠近人。小夜時雨。ひとしほ。松が枝。神無月。とやま。隣家。敷島。花のゑん。古郷。初紅葉。夕暮。紋盡し。夕時雨。鬱金。水鏡。おく霜。わすれがたみ。時雨そめ。千里。駒止。綾繭笠。しのぶ。名取川。秋風。內ゆかし。幾染。うづらの羽。小雨の錦。七夕。手染の糸。鹿毛織錦。これなり。又追加歌仙は。唐楓。漣波。初花。道しるべ。御所染。葛城。淺茅。若紫。唐織。待宵。夕霧。釣錦。突服。柞。扇流し。麓寺。十寸鏡。眞間。七瀨川。朽葉。品川。黄八丈。淸瀧。蔦の葉。水溝。金襴。松影。軒端これなり(カヘデ參看)。楓に次で紅葉を賞するは櫨(ハジ)にして。又ハジともヌルデとも云ふ。漆の木なり。

モム 門。帝王の宮城。侯伯の藩邸より。庶人の家居に至るまで。皆門を建てて。以て限界をなし。又神社。佛閣に至ても。必ず門を設けて。內外の區別をなせるは。古代よりして然るなり。是れ徒に觀の美をなせるのみにあらさるなり。工藝志料云。門は太古よりあり。或はこれを登といふ。而して其の制詳ならず(按するに。

後世に鳥居門と稱する者は。太古の門の遺風ならん）。神武天皇元年。大和の橿原の宮門成る。日臣命。來目部（來目部は朝廷の兵士なり）をして之を護衞せしめ。以て其の閫閾を掌らしむ。【宮門の制】是に於て始めて定まる（按ずるに當時の門の制も。亦後世に所謂る鳥居門の如くにして。而して門扉を着しなるべし）。允恭天皇四十二年。穴穗皇子。歌を詠して曰く。於保麻弊袁麻弊須久爾我訶那登加計と。訶那登は則扉ある門なり。當時扉ある門を訶那登といひしこと。以て見るべし。當時の門扉は。臂鐵にて開閉するにあらず。扉緣の上下に軸ありて。開閉するなるべし）。皇極天皇の御宇。飛鳥の板蓋宮の四面に門十二を起つ。【皇宮の十二門の制】此に始まる（是の時大極殿を瓦葺にせり）。和銅二年。元明天皇都を大和の藤原より同國奈良に遷し。始めて重閣門を建て。以て舞樂及獵騎等を觀るの設と爲す。本邦に於て內裏に重閣門を建つること。此に始る（是の時に當て重閣院を建つ。重閣門は則ち其の門なり）。延暦十二年。桓武天皇都を山城の長岡より同國宇多村に遷さんとして。諸國に令して先諸門を造らしむ。十二門是に於て始めて名あり（クワウキウの條に門名を出せり。當時皇宮及第宅を建築するには。先四至を定め。周垣を築き。門を建てしなり。後世に至て尙然り。近時に至ては或は然らず。第宅成て後多く門を建つ）。弘仁九年。嵯峨天皇詔して諸殿門に扁額を懸けしむ。本邦に於て門に扁額を懸ること。此に始まる。又た【八足門】【四足門】あり。【棟門】は棟を上げたる門なり。【平門】は二柱を立て。上に屋ある門なり。【上土門】は門の屋の上を石灰にて塗たるなり。【藥醫門】は巨柱を左右に立てゝ。以て門と爲したるなり。【釘貫門】は釘を以て打付けたる門なり。而して後又唐門の制あり（唐門は屋上に唐破風を設く。門扉も亦支那樣なる者なり）。嘉永二年。鳥羽天皇踐祚す。天皇制して曰く。臣下は平門を以て限と爲す。八足門。四足門。棟門は恣に之を造るべからずと。本邦に於て門を造るの制。此に始まる。永仁二年。僧忍性攝津の四天王寺の鳥居門を改造し。始て臺趺を造る。而して鳥居門臺趺。幷に石を以て造る、石の鳥居門の事は石工の部に詳にす。宜しく合看すべし）。本邦に於て鳥居門に臺趺を用ひること。此に始まる（鳥居門は故事に臺趺を用ひず）。天授五年。足利義滿。武人の第宅の制を定め。其の親族及重職の者は上土門を建て。其の他は冠木門（方今の冠木門に同し）。又た藥醫門。平門を建てしむ（內裏に唐門を造りしも。恐らくは此の際ならむ）。後花園天皇の御宇。此の際搢紳の門を造るに。舊制を遵守せず。或は四足門。或は棟門を建つ。當時京師に在る所の四足門。棟門。凡べて二百有餘所なり。天正元年。織田信長兵馬の樞を乘てより以來。上土門を造ることを漸尠し。而して後竟に廢す（武人上土門に代ろに瓦葺の棟門を以てす）。慶長五年。徳川家康兵馬の權を執る。爾ありてより後。大名各邸宅を江戸に建つ。其のこれを營むや。織田氏以來の制に依る。而して門の左右に仗舍を伏つ。是を門番所といふ。或は門の左右に長屋を造る（長屋を或は多門ともいふ）。これを【長屋門】といふ。塗て丹くするあり。黒くするあり。丹黒一も施さゝるありて一ならず。頗花麗を極む。民庶の家屋に至ては。長屋門を造るを許さず。然れとも初め武人にして後平民に伍する者は。長屋門を造るを許す。爾ありてより後。素よりの平民も亦漸これに傚ひ。其の富有の者は亦これを作るに至る。【鳥居門】元和三年。徳川秀忠。（東照大權現の社を下野の日光山に建つ。而して其の鳥居門を起つるや。金銅を以て之を造り。且臺趺を用ひ。金銅を以て鳥居門を造ること。此に始まる。爾來金銅及石を以て鳥居門を造ること。盛に起る。鳥居門は。故事に柱を土中に立つるを以て正式と爲す。故に臺趺を置く者を以て權時の式と爲す。石を以て造るをば殊に事に便ずと爲す。而れども當時造る所の者は。便宜を用ひるに非らず。木に代ふるに石及金銅を以てし。以て神社を崇敬するの意を表するなり。後世に至て亦仍然り。天明八年。徳川家齊。皇宮を造る。足利氏以來。皇宮の建築は古制に傚はず。是に至て家齊これを改め造り。承明門。玄暉門。朔平門を起つ。其の建築法。皆古制に依る。【石門】石を以て門を造ることは。太古よりあり。是を伊波登といふ。又伊波加登といふ。而して其の形狀詳ならず。繼體天皇の御宇。筑紫の國造磐井といふ者あり。豫て墳墓を作り。巨石を塹て以て其の門を造る。本邦に於て石を鑿て以て門を造ること。此に始まる。天智天皇三年。天皇令して筑前の御笠郡に城を築かしむ。名づけて水城といふ。磐石を以て門と爲す（其の製今に於ては知るべからず）。永仁二年。伏見天皇僧忍性に勅して。石を以て攝津の四天王寺の鳥居門を造らしむ。初四天王寺の鳥居門は。巨木宏材を以てこれを造れり。而れども星霜を經るの久しき。終に朽頽に至る。是に至て天皇乃僧忍性に命じて。石を以て木に換へしむるなり。忍性は當寺の主務なり。忍性因て石工を召し聚め。巨石を以て之を造る。高さ二丈五尺なり。是より先石を以て鳥居門を造ることあり。而れども此の如き巨大の者は。未曾これ有らざるなり。元和四年。筑前國主黒田長政。巨石を以て鳥居門を造くり。下野の日光山の東照大權現の祠前に献ず。高さ二丈七尺なり。是より後ち。石を以て鳥居門を造ること。盛に起る。工人巧を傳へて今に至る。【門の製式】貞丈雜記に云く。冠木門。藥醫門。平門の事。其の作樣詳ならず。云々。所

詮其中に。瓦昔は曾て在べからず。上土門は門の屋の上を灰土にてぬりたる也。後三年合戰の繪。春日祭の繪にも見たり。【土門】といふ事。東鑑卷二十七。又卷三十一にも見えたり。庭訓往來に。上土門とあるは同じ事には非ず。土門の事詳かならず。推して案ずるに。東鑑の土門は。左右に土を高く積みあげて。土手をして。其中の間に門を立てたるをいふなるべし。京都に土御門といふ處の名あるも。上古大內裏の時。土門ありし所を末の世迄も。土御門といひ傳へたるなるべし。案ずるに埘門といふもこの土門をいふなるべし。又宮室調度圖解に。土門は扉なく。築土を切り通したるのみの者を云ふ。扉なかりしを後には作りしもありと云へり。【中門】と云ふは。主殿の前の塀重門の事也。大門と主殿との間の門なる故。中門と云也。嬉遊笑覽云。中門は源氏物語(藤のうら葉)。冷泉院六條院に行幸の處に。山のもみぢはいづかたもおとられど。にしの御前は心ことなるを。中のらうのかべをくづし。中門をひらきてきりのへだてなくて。御らんぜさせ給ふ。海人藻芥に。大臣家に四つ足あり。上中門あり云々。名家以下。月卿雲客の亭。四足上中門不レ可レ有レ之云々。寢殿にも。日藏不レ可レ有レ之。武士の家には不レ造二檜皮屋一。皆板屋作りなり。然共近年將軍家渡御之在所。各稱二檜皮屋一畢。中門廊以下。月卿の家に同じ。但不レ立二棟門一。皆もろ折戸也。又上土門を立る輩。少々有之とあり。此書初めに名家以下月卿の亭。上中門なきよしをいひて。又中門の廊以下。月卿の家におなじといへる。いぶかしきやうなり。按ずるに中門といふに二つあり。貞順故實條々聞書に。中門とは妻戸なり。妻戸をば不斷は酙酌有べきか。主人貴人御出の時。専一被用候なれば。平人さい〳〵出入する事。いかゞにて候。また番出入は殊外嫌ひ申候。子細あることなりといへり。おもふに是をたゞ中門ともいふ故。中門を海人藻芥には。上の中門といひしにや。妻戸は中門なき家にもあるべきなり。類聚雜要。康治二年。(前齋院三條移御の條に。水火童女從二中門內一歩出などあるは。內の中門なり(塀中門とも云なるべし。同書。建保元年七月二十二日。新造御所事云々。指圖少々有。被改之所。此度可レ立二中門一之由云々。吾妻鏡。建仁二年九月十五日。有二御鞠一云々。秉燭程。將軍家又出二御千石御壺一。召二弁中門內一。召二行景一云々)(中畧)。又棟門はやれあるなり。東雅に和名抄門戸具に。楣の字まぐさといひ。爾雅に。門戸上橫梁也と云ふ注を引り。されど楣はもと門戸の具にあらず。儀禮爾雅に據るに。屋制五架の一にして。棟の次履。その次楣にて。下は門戸を設る處なれば。屋の內にあらぬ門戸にも。上の橫梁をば。楣といふとになれり。又棖字爾雅の注を引て(和名抄をいふなり)。門の兩傍木也。ほこだちといふとあるは。今俗に方立といへるは轉語なり。藻鹽草に。古へ道をありくは。鉾をつきて兵具とし。家に入てこれを妻戸に立そへて置より始るといへれど。殿門には矛楯を設て威儀とす。これによりてほこたちの名ある歟(已上攝要)。もろをり戸は兩扉にして。今の冠木門などをいふなるべし。上土門とはやれを土にて塗たるなり。古畫に多くみゆ(中略)。中門の廊は春湊浪語に寢殿のことをいひて。表の角によりて中門を作る。是は門とはいへども。門にはあらず。今の玄關式臺といふものなり(夏山雜談にも。中門は今の玄關なるべしと云り)。太平記に。中門のかたをみれば。宿直しける者。ものゝぐ太刀かたなを。とり散してといふ是なり。又中門の外の沓ぬぎ。或は中門の板敷とも書しをあり。是につゞきたる庫。或は廊下を中門の廊と云ふ。是には必ず窓をひらく。これを大鏡には。中門の廊の連子といひ。古事談には。中門の連子と書く云々。古き書に多く見えたるに。いつの頃。誰が名付たるにや。今世なべてこれを實檢の窓とのみ唱へて。廊の連子といふもの更になしといへり。此說宜し。但し中門といふに。二所あることを辨へず。故に中門といへども。門にはあらずといへり(今日光山本坊などにて。御車寄につゞきてある。これ中門の廊なり。柳營には。正德年中。朝鮮人來聘の時。殿門御重修あり。今迄の御車寄を中門の廊と稱し。別に中門をたてさせまし〳〵。御駕籠臺を御車よせと呼べきよし。仰せ有しとかや。事跡合考に。【塀重門】を玄關の腋門に造らるゝものは。出陣の時。旗を伏せずして立さまにとをす爲也。朝鮮人來聘の砌。諸親王攝家の例の如く。四足門屋根あるものを用ひらる。享保中に。古來の如く。塀重門に改めらる云々といへり(塀重門といふは。上にいふもろをり戸なり)。源氏物語(帚木)。馬頭が物語す。る所(木枯の女の家の築地のさま)。あれたるくづれより。池の水かげ見えて。月だにやどる住家をすぎんも。さすがにており侍りぬかし云々。この男いたうすゞろぎて。門ちかきらうのすの子つものにしりかけてとばかり。月をみる云々。凡家の式は南面に寢殿あり。對の屋ははなれて。東西また北にもあり。廊ありて皆寢殿に續けり。對の屋につゞきたる廊に車よせあり。竝びて中門あり。又釣殿有て池水に臨めり。そのめぐり築地にて。中門の外の方に大門を構ふ。侍所は中門の旁にあり(中略)。古代の武家のやうは外に惣構の築地あり。それに大門あり。其外所々に小門有り。大門を入て塀中門あり。それを入ば遠侍あり。今の大家の門の內に幕番所といふ所の如し(中略)。圓光大師繪詞に。上人の父。久米の押領使漆の時國が館の躰を圖するをみるに。昔の武家のやう。大かたかゝるさま成べし。大門より垣おしまは

して。惣構とし。大門の內侍所あり。武士鎧を着て假寢する者五六人。旁に兜。弓。箭などあり。此處板間にして。四方に障子などなきは。內の躰をみせて畵ける故なるべし。夜の躰なり。はなれて廐あり。半を板敷に一段高くして。そこに馬飼二人ばかり臥たり。遠侍より緣がわつゞきにて。兩扇の唐戶あり。中門口なるべし。其奧二間蔀を上て。簾かけたる內。屛風立廻はしたるは主の臥とにて。枕邊に弓矢。甲冑等あり。此二間も中をみする爲。蔀をあげて書たるなり。それより奧のかた。みな遣り戶立たり。ひさし長く出て。家の橫手緣がわも橫にめぐれり。此所に沓脫の踏だんあり。平日爰より出入なるべし(前に引る貞順の故實書に。妻戶をば斟酌すべし。主人貴人御出專一被用とあり)。中門口は平日は閉て置にや(因幡堂藥師緣起。蒙古襲來等の畵卷物にも。武士の家の圖あり。又六條道場十二卷の緣起には。武家大門の屋の上に井樓をかまへたる處あり。後世には二階門も有しと見えて。明曆三年酉正月二十五日。作事之儀。縱ひ國持大名たりといふとも。三間梁より廣く家作可レ爲ニ無用一。附二階門可レ爲ニ停止一。幷こまよせ先無用之事とあるは。大火有しに付て觸をなり。【門】今門戶のかんぬきと云ものは。關の木なり。元來關と云は此木の名なり。說文に。關以レ木橫持ニ門戶一也といへり。日知錄に。古書を多く引て云々。皆謂ニ拒門之木一。後人因レ之。遂謂レ門爲レ關也。周禮司關註。關界上之門といへり。又むげに近きものにて。こゝに似つかはしからねど。一代女といふ草子に。江戶すきや橋の邊をいふに。釘貫の木陰と有。天和。貞享ころまでは。街の木戶の圍ひを釘貫といへりとみゆ。【門の數】閑窓隨筆云。人の家居に門を四つあけぬものなり。四つあけずして叶はぬ事あらば。一方はかならず常には塞ぎて置べし。しかれども攝家には。四つを吉事とし玉ふとなり。其故は藤原の四門とて。南家。北家。式家。京家とわかれて。榮へ給ふ故に。吉事となし給ふとなり。【四足門】一話一言云。駿府四足門。間宮左衞門貞享呈書に。左衞門尉信盛。慶長十年の比。同心五十人を預られて。駿府城四足門の御番をつとむといふ。駿府には四足門ありしなるべし。東海談云。正德中武城に四足門を建られしは。室町家の舊例を追ふのみ。然らは謂れなきとにはあらざりけらし。室町家の四足門は。殿中指圖に見えたり。又宮室調度圖解に云く。四足門は。門扉を付くる柱の前後に各添柱二脚つゝ立てたるものなり。是れは大臣以上の御家ならではなき事の由。海人藻芥といふ書に見えたれど。古くはあながちさもなきが如し。それを如何といはんに。枕草子に皐后宮の大進生昌か家に行啓の條に。東の門はよつ足になして。それより御輿(皇后乘御の輿)は入らせ給ふ云々」とあるにて知るべし。但しやゝ後には。藻芥にいはれし如く。任大臣の後。此の門は立つべき慣例となるにや。これも其の徵とすべき文あり。則ち今鏡中卷「花ちる庭の面」の段。閑院家の傳に實行右大臣に任ぜられし時の樣態をかきて「いづれの中納言とかの。まづ右のおとゞ(實行なり)の御慶びにおはしたりければ。其の門に馬くるま多く立ちなみて。俄に四つ足たつとて。別門より入りたるにて云々」と見えたるにて。思ひ合さるとあり。【棟門】家屋雜考に。庭訓古注云。棟門は立棟也。唐門は唐樣とて。丸棟作りなりと見え。平門。棟門を。安齋云。此門どもの製詳ならず。愚老が推量には門の正面を入風作りにしたるは。棟門にて。門の正面に軒の垂たるは。平門にやと云り。然るにや。棟門は。家屋雜考に「もと樓門(二階門なり)に對して。樓なくして。常の屋の棟の如く作れる門をいふなり」とあり。【平門】宮室調度圖解に云く。家屋雜考に。總じて平門といふは。屋上を少し平にしたる造り方なり。古寫の雛形等に。さまぐ\異同ありと記せり。愚按ずるに。こは冠木門の左右の柱短くして。平たく見ゆるよりの名にやと思はるとあり。【玄關】といふは。昔はなし。足利時代禪寺にて。玄妙に入の門といふ意にて建し也。古は玄關の上の廊下まで。げた。ざうりなどにてあがりぬ。近く東都にて皆しかありしと。古老の人の物語也。今池上本門寺にて如斯の古風殘りあり。【門の建造に付制限】貞丈雜記云。應仁記に云。大名の家作り。吉良。石橋。澁川等を先おきて。武衞。細川。畠山。山名。一色。六角は上土門を立にける。亦冠木門の武士方は。讚州。相模。土岐。京極。能登。美作。兩大夫。備中守護。因幡守護。和泉兩守護。淡路守護。大舘。富樫。伊勢。武田。大野大夫。甲斐や。織田。畠山には播磨守。中務少輔。遊佐ぞある。細川方には。右馬頭。下野守。黑田とこそ聞えし。土岐の下には。池尻。此外奉行。頭人と。奉公と。外樣の大名の家々の殿つくり。注さんとする際限なし。或は藥醫。平門の大名の內わに至る迄。凡六七千間は左あらんとぞ覺るとあり。是は家格に依つて定まりしにや否定かならず。德川幕府の時。明曆三年正月。二階門停止せられたるは。火災豫防の爲なり。當時大小侯伯表門の建造に制度ありて。妄りに僭越の建築をなすを得す。青標紙に出す所の圖を左に模縮す。第一。國持家門作方。兩番所疊出破風之圖。第二。國持家十八人。准國主燒失後多如レ圖。塀重門兩番所。櫓造。其餘は番所櫓本破風也。唐破風は不レ被レ作。第三。徃古加賀家。越後家。稻葉家等作レ之。第四。五萬石以上。表門燒失後多如レ圖。第五。十萬石以上表門建方兩番所之圖。但本破風作レ之。下に圖する所の兩番所は。十萬石以下。家格十萬石に准る外樣にて作レ之。京極長門守。松浦肥前守等也。水戶御

モム

第一圖

第二圖

第三圖

第四圖

第五圖

第六圖

第七圖

第八圖

連枝。大學頭。播磨守如レ圖。第六。九萬石以上表門兩番所石垣疊出し。屋根庇作レ之。所レ圖兩番所。 十萬石以上にては松平肥後守。松平隱岐守。榊原式部大輔。伊達遠江守如レ圖。御老中方役屋敷等也。三萬石にて。田村右京太夫。表門番所如レ圖。第七。雁間席雖二十萬石一作レ之。五萬石以下五萬石以上。表門作レ之。兩番所格子出し如レ圖。石垣兩番所疊出は。五萬石以上也。第八。五萬石以上以下外樣衆。或國家分家の分多作レ之。兩番所石垣疊出し不成故。如レ圖作レ之。右國家々長屋三間梁。萬石以上長屋二間半梁。萬石以下長屋二間梁之事。但表門に家々之紋附る事。國家並帝鑑間。柳間交代寄合抔に限。交代寄合長屋は萬石以上に作之。表門兩番所は不作也。 高家衆者長屋二間梁にいたし。表門斗兩番所作之。右之趣者貞享年中相定候事とあり。 又同書に云く。【門番所建方】の儀に付。 文化六巳年六月。織田左近將監より大目付え問合。附土井大炊頭殿大目附へ御渡被成候。御書取之覺。國持大名並拾萬石以上。拾萬石以下にても侍從にも可被任家柄之面々は。兩潜兩門番所不苦。尤破風造之義は無用之事。其外拾萬石以下五萬石以上之面々。 兩潜兩門番所出格子片庇にいたし。尤持出し土臺にても不苦候。前に無之面々新規に取立。又は中絶候はゞ難成事。 五萬石以下にても古來より連綿いたし候て有來り候分は格別。 其外屋しき替等にて有來り候分は。新規家作修復等いたし候節は。兩門番所無用にて致筋に候事とあり。德川氏の始には。 樓門。 唐破風門なとあり。軒瓦の紋所に金箔を置き。又鯱を棟瓦の上に上げたるあり。非常に立派なる者ありし由なるも。數回の大火に燒失して追々質素になりしなり。 左れども總朱塗の門。加賀。鍋島。井伊。高家の最上家などあり。欅一枚板の門扉。池田などありて。近年まで殘りたり。近來は漸々家屋の制外國の風に倣ひ。隨て門の建方も彼の風に依り。官省等の門。木製鐵造とも。皆洋風になれり。是に於て門樓の制一變せり。舊時の壯觀。寥々晨星の感なき能はざるなり。

モムオリ 紋織。明國の織法を傳へ。堺より京都西陣に移り。元文年間桐生等の職工之れを傳習して其法世に行はるゝに至りしが。 維新後洋式織機輸入より紋織の進歩著しく進みたり。ジヤカード(紋織機械)。バツタン(飛梭機械)の輸入につきては日本工業史の記すところ左の如し。【ジヤカード。バツタン】Jacquard. Battan)の我邦に傳はりたるは明治五年十一月。京都府より派遣せられたる。織物傳習生佐倉常七。井上伊平(職工)。吉田忠七(器械工)の三人が佛國里昂において買收したるものをはじめとす。佐倉常七。井上伊平は明くる六年十二月歸朝し。吉田忠七のみは。惜いかな同き七年三月。歸朝の途次伊豆沖にて其乘船沈沒したる爲。身も亦沒したれば其法を傳へず。 佐倉常七。井上伊平の携へかへりしジヤカード。バツタン等の新機械は。同じき七年四月開かれたる第二回京都博覽會へ出品して(百口ジヤカード二十臺。千二百口ジヤカード二臺。紋彫器械一臺。バツタン二十挺。廣幅金筬五十枚)あまねく世の機業家に紹介せられしといふ。 京都府においては。この年より二條河原町(角倉屋敷跡)に織工場を建築せられしが。明くる八年一月より生徒を集めて。佐倉常七。井上伊平に洋式機業の教授をなさしめらる。中國。北陸等の諸國より傳習生を派遣して教授を託したるものも亦多かりき。 東京においても明治八年山下の勸業試驗場内に諸機械を据付らるゝや。さきに同じき六年。澳國大博覽會にて佐野常民が購求したる澳式のジヤカードを据付け。 伊達彌助をして其機械を使用せしめらる。蓋し彌助は佐野常民に從ひて澳國大博覽會へ赴き。ジヤカードの使用を視察したるが爲なり。 其後この澳式ジヤカード二十八臺幷にバツタンの類を諸國へ貸し渡されたれども。 當時使用法をしるものなきため何等の效をも奏すること能はざりき。 はじめジヤカードの織工場に据付けらるゝや。荒木小平織物傳習のため織工場に入り。ジヤカードの模造を志し。明治九年より日夜其製作に心を碎き。つひに同じき十年に至り。百口幷に二百口のジヤカード各一臺づゝをつくることを得たり。 我邦においてジヤカードを製造したるこれをはじめとす。 此年第一回內國勸業博覽會へ二百口ジヤカード一臺を。三井物產會社より出品して其使用法を示しゝが。百口一臺は荒木小平の名を以て出品したり。されども織殿の外(明治十年織工場を織殿と改む)。ジヤカードを用ゐる者なし。同じき十三年西陣の機業家佐々木淸七が荒木小平の製造せしジヤカードを購求して。 其工場に用ゐしは西陣に於てジヤカードを使用せし率先者なりきとぞ。同じき十五年。さきに京都府より派遣せられし織物傳習生近藤德太郎。佛國里昂より歸朝し。はじめて完全なる使用法を傳へられしが。 又明る十六年織物傳習生にジヤカードを教ふる手解きの爲とて。里昂よりドビ(英語 Dobby 佛語 Ratière を取寄せ。 荒木小平に模造せしめて用ゐられしもの諸方にひろがりしとぞ。 西陣にては此機を綜絖といふ。同き十七年。西陣に絹織物市場(幾ならずして閉鎖す)をたてたるころ。 微塵模樣といふもの流行せしと。同じき二十年皇居御造營のため。裝飾用織物の御用ありしとは。ジヤカードの發達上大に與りて力ありしとなん。荒木小平は獨ジヤカードの製造のみならず。【紋彫器械】をも佛國製にならひてつくることを得たるが。今は西陣のみにても小平が製造せし紋彫機械を用ゐるもの百臺以上に達せしとい

モムオ

ふ。この一事にてもジヤカードのいかばかり行はれしかを知るべし。兩毛地方へジヤカードの輸入せしは。明治十年第一回內國勸業博覧會へ出品したる。荒木小平の製造せしジヤカード二臺を購求したるに始まる。其中二百口の一臺は桐生の人森山芳平。星野傳七郎。園田金十郎の三人にて購求し。百口の一臺は足利の人川島長十郎購求したりといふ。これ兩毛地方へジヤカードの輸入せしはじめにて。同じき十三年桐生の人佐羽安兵衞。高橋孝吉の二人共同して荒木小平よりジヤカード三臺を購求し。佐倉常七の弟佐倉善七を京都より聘して研究せしも。其の目的を遂ぐるの見込なかりしかば半年餘にして廢せしが。同じき十七年横山嘉兵衞も亦京都よりジヤカードを購求して研究せしも其效なかりしかば。これまた幾ならずして廢せりとぞ。明くる十八年。佐羽喜六米國に航し鐵製ジヤカード二臺を購求して歸朝せしが。其中九百口一臺は森山芳平これを購求し。六百口一臺は加藤正一これを購求したり。又喜六が携へ來りし一千八百十年米國にて發明せし紋彫器機一臺をも。森山芳平。横山嘉兵衞。田村雄三郎の三人にて購求せしが。運搬中破損せし所ありて運轉自由ならざりしかば。高力直寛。紋屋笠原才四郎に指教して遂に運轉せしむるを得たり。この年東京にて開かれたる共進會へ鐵製ジヤカードを以て織出したるものを出品せしといふ。足利の川島長十郎も亦この年はじめてジヤカードを用ゐて紋羽二重を織出したりといへば。兩毛地方においてジヤカードにより織いだしたるはこのころをもてはじめとすべし。されとも眞にジヤカードの運用を知りしは二十年頃よりのことにて。皇居御造營のため装飾品の御用を。森山芳平。横山嘉兵衞。藤生佐吉郎の三人に命ぜらるゝや。ジヤカードの必要を感じ。横濱の商人に託してジヤカード二十五臺を米國へ注文せしに。同じき二十年十二月到著したれども悉く破損して用をなさゞるにより。更に米國へジヤカード六臺を注文せしもの。同じき廿一年四月到著せり。此ジヤカードにて皇居御造營の御用品を織出したるより。機業家いづれもジヤカードの必要を感じ。同じき廿三年頃よりは一般に紋羽二重にまで使用せらるゝこととなれり。皇居御造營のため紋彫器械の必要をも感じたれど。かの佐羽喜六が米國より携へかへりし紋彫器械は。高價にして購求しがたきより。同じき廿一年藤生佐吉郎。高力直寛に謀り木製にてつくることを工夫せしが。これより以前は紋彫器械なきゆゑ一々京都へのぼせて彫らしめしとぞ。又同じき年横山嘉兵衞米國鐵製のジヤカードと佛國製ジヤカードとを折衷して。一種簡便なるジヤカードを創製せり。これらの木製紋彫器械折衷ジヤカードなどいでしより。兩毛地方の機業家一時に競うて使用することゝなれり。二人の功も亦大なりといふべし。これよりさき明治十六年。京都よりバッタンを輸入し。また同じき十九年高力直寛が京都よりドビを傳へたるが如き。ジヤカードと共に機業上の進歩に一大利益を與へしが。ことにバッタンの如きは最も廣く世に行はれ。今は殆どこの機械を使用せざる地なきまでにいたれり。

モムシ

モムジ　文字。漢字渡來以前。我が國に別に文字ありしや否は頗る議論あることなるが。有文字論者の擧ぐる所の上代の文字は。日文（ヒフミ）。秀眞（ホツマ）。穴市等いづれも音字にして。意字に非ず。是等の外に。片假名と名づけて。象形文字を擧ぐる論者あり。五十猛命の作る所と云ひ。或は八心思兼命の作る所と云へども。其の文字たるや□を二。□をへと讀むなど。如何にも後世の者らしく思はる。唯前三者のみは其の製作據りところあり。字父字母を合せて子字を成すの法整然として觀るべきものあり。文藝類纂には。齋部廣成が古語拾遺に上古之世。未有文字と云ひ。朝野群載三の大江匡房が筥崎記に。我朝始書二文字一代二結繩之政一。即創二於此朝一（應神）といひ。古代の事皆口を以て傳へしことを證として。上代文字なしと所定したれど。未だ遽かに論斷しがたし。乃ち榊原芳野が文藝類纂に論ぜし全文を抄す。

【日文（ヒフミ）】

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ　ム　ナ　ヤ

コ　ト　異　モ　チ　ロ　ラ　ネ　シ

異　キ　ル　ユ　ヰ　ツ　呉　ワ　ヌ

ソ　一本　ヲ　タ　一本　ハ　一本　ク　メ

カ ウ オ エ ニ サ リ ヘ
テ フ マ ス ア セ ユ
ホ レ ケ

以上の諸體今世傳へて神代字といふ。平田篤胤は神字日文傳を著はし。力めて上世所傳の文字とし。古語拾遺を拆して臆度とし。上世神字を知らさる者とす。然れとも其引證なす所。中世俗間に行はれし卜部家に傳ふる說（神代記奥書）と佛家の私說（假字問辨）とにて。其の餘は只諸社の傳記のみ（古傳ならは最信すへしといへとも。皆中世巫祝の奥書ある者のみなり）。伴信友は假字本末の附錄に全く朝鮮の吏道諺文とす。是なるか如し。然れとも吏道諺文草體の字あるを聞かす。僅に韓人書する所の歌一首を擧けたり。然れとも吏道は薛聰か作れる所なるを以て（朝鮮板明律を引て假字本末にいへり）。其古體に異文あるも料るへからす。只其字を連書し傳ふるのみにて。一言一語の文を成せる者。傳はらさるを見れは。假使上世の者なりとも通用せし者ならさるを知るへし。只其字體を擧けて。疑はしきを闕きおくのみなり。以上の二說。一は眞の神代字とし。一は朝鮮吏道の傳はれる者とす。一定しがたし。芳野別に一說を立つといへとも。是亦試にいふに過きす。自亦决する所に非す。竊に思ふに是天武の朝。新製の和字ならんかと。日本紀天武十一年命ニ境部連石積等一更肇俾レ造ニ新字一部四十四卷一とあるを。釋日本紀に。私記を引きて。師說此書今在ニ圖書寮一。但其字體頗似ニ梵字一。未レ詳下字義所中准據上乎といへるは〓〓（ウチサス）なとの字を拆すに似たり。又一紙にして足るへきを。四十四卷とあるは此頃の卷本なりと雖。多きに過るか如し。然れとも。其書數字連合して。事物の語を擧けし故に。多くなれるなるへし。さて其字頒行の令はなけれと。必其字母をは寫し傳へしとは著し。然れとも官府及部下にては朝廷にて行はれさる字なるか上に。其頃特に漢學を專とせられし故に。自其原字母も散逸せしを諸社にはこれを其まゝに存し（社及寺なとには總てのはかなき物まて年經ても存しなるか常なり）。肥人薩人抔の僻地には。文華に疎き者多けれは。これにも自亡ひす。且韓國にも傳へしなり。其頃新羅神文王の世にて（朝鮮史略に據る）。新羅の國民は漢字よりも便なるを以て。自然三韓に傳播し。其自りて來る所も知らす。其頃有名の學者薛聰の作る所といひ傳へしこと。猶我國の假字を空海の所造とし。片假字を吉備の眞備の創意といひ傳へしか如し。此の如き訛傳は。他國にも頗多きことなり。さて其肥薩兩國に傳はりしは。本朝書籍目錄に擧けしか如く。二國のみ存して此由來も知らす。諸家にも只【肥人書(コマヒトカキ)薩人書(ヘヤヒトカキ)】とのみ題して。藏め有りし者なるへし。同し釋日本紀なから。卜部兼方か頃には（弘安正應の頃なるへし）。如何なりしや。釋日本紀開題には。又問假名之起。當レ在ニ何世一哉。答神功皇后以前。文書不傳。已無ニ所見一。至ニ于應神天皇御宇一。遣ニ使新羅一招ニ來文人一。僅習ニ文字一。然則自ニ彼御時一可レ有レ之。答師說大藏省御書中。有ニ肥人之字六七枚許一。先帝於ニ御書所一令レ寫給。其字皆用ニ假字一。或其字不レ明。或乃川等字明見レ之。若以レ彼可レ爲レ始歟（此問答は前に引る。師說とある私記の文には非らす。文字錯倒假字を違へし等にて明なり）。此謂ふ所の乃川は即乃り(ユ子)にして。一時常の假字と見なしたるなり。此の如く乃川の字あるを見れは。即肥人書も同物にして。肥の國に存れるをいへるなり（肥人を高麗人と訓して。万葉古傍訓に從ふときは。薩人書は何とか讀まん。篤胤の論に從ふへし）。是其頃は圖書寮所傳の新字も傳はらさりし故に。此說ありしなるへし。其他諸國に傳ふる神代文字は殊に後世に作れると論なかるへし。

【天名地鎭(アナイチ)】怪しむへき者なれと。其字體を見めすのみ。

ヒ フ ミ ヨ イ ム ナ ヤ コ ト モ チ ロ ラ ネ
シ キ ル ユ ヰ ツ ワ ヌ ソ ヲ タ ハ ク メ カ
ウ オ エ ニ サ リ ヘ テ ノ マ ス ア セ ヱ ホ
レ ケ 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 万
億

モムシ

【秀眞】上に同し。

三漢按するに。日文は其の製據ところなく。且讀み易からず。而るに秀眞はンの字を除き。

なる縦行横行の合して成りしもの。穴市は

なる字母より生したる者にて。朝鮮の諺文と組立方を同じうすれば却て信ずべきものゝ如し。之を組立つる時は。却て文藝類纂記する所の文字の形に誤りあるを發見し得べし。唯々此の便利なる文字ありしとすれば。亡びて傳はらざりし事怪むべしと雖も。漢字の便利に壓せられて亡びしに依り。後世再たび片假名平假名などの製出せられしものにもあるべし。

【漢字】漢字の事はカムジの條下に載せたり。

【日本誤謬字】和漢名數に云く。此字中華字書雖レ有レ之。和訓皆誤也。「芝」靈芝瑞草也。非二茅茹之類一「淀」。「湊」。港字佳。說文云。湊水上人所レ會也。故訓二水門一歟。【俵】。俵散分。俵非二米苞一。「詵」弄言也。「認」知也。「椿」山茶字佳。日本紀爲二海石榴一。字書椿木名樗之屬。是與二山茶一不レ同。「梶」桅字佳。梶木梢也。「匂」香字佳。「森」「藪」「甲」よろひ也。かぶとに非ず。「鍛」「鍛冶」たんや也。かぢに非ず。「灘」せとよむべし。なだに非ず。なだは洋の字也。「俗」然の字佳。「悴」賤息字佳。「娘」女の字佳。「凪」「完」當レ作レ宍。宍古肉字也。完不レ訓レ肉。「鮭」「鯖」「鰤」「雫」「掟」「俥」「搾」「萩」「樫」「杼」「嘸」「襷」「閊」「槇」「樒」「鴨」當用鳧字。鴨家鶩也。倭俗誤訓者。此外猶多不レ可二枚擧一。【倭俗制字】和漢名數に云く。「辻」可レ用二衢字一。「峠」可レ用二嶺字一。「扨」可レ用二然字一。「働」動字或運字可。「榊」日本紀作二賢木一。萬葉作二神木一。順和名鈔作二龍眼木一。「鰯」海鰮二字佳。出二于閩書一。「鯱」鰡字佳。「鱈」大口魚。「椙」「栬」紅葉。「躾」可レ用二禮字一。「遖」天晴。「俤」面影。「躮」賤息。「籾」穀也。「糀」可レ用二麴字一。「込」入也。「軈」「聢」「杣」出二于順和名鈔一。又江談抄云。本朝山田福吉所レ作也。「鑓」可レ用二槍字一。「鎹」延喜式。「迚」。「轌」。「鯱」。右倭字。不レ出二于中華字書一者。此外尚不レ可二枚記一。皆國俗之所レ制也。不レ可レ爲二正字一。

又和漢名數に。文字の書體をあぐ。曰く。【書五體】唐六典。【古文】廢而不レ用。【大篆】石經載レ之。【小篆】印璽旛碣所レ用。【八分】石經碑碣所レ用。【隸書】典籍表奏公私文疏所レ用。庾肩吾云。隸書今之正書。【書五變】隋志。【古文】蒼頡。蝌斗上古字【大篆】周宣王時史籀變二蝌斗文一爲レ之。【小篆】秦李斯變二大篆一爲レ之【隸書】秦程邈變二小篆一爲レ之。【草書】漢初有レ之。不レ知二作者一。郭忠恕法書苑云。自二小篆一變而八分生。八分破而隸書出。隸書悖而行書作。隸書狂而草書聖。【書六體】「大篆」「小篆」「八分」「隸書」「署行書」「草書」（張懷瓘六躰論）。【書八體】「大篆」「小篆」「刻符」「蟲書」「摹印」「署書」「殳書」「隸書」說文秦書有二八躰一。又。古文。大篆。小篆。隸。飛白。八分。行草（周越唐范）。

モムシヤウ　紋章。又は紋所と云ふ。從來衣服其他の器物に家紋を附く。卑き者は大なる紋を付く。初は士卒の軍中の徽章にして。官給の衣服に大なる紋。若くは目印を付たるに起る。法被など必ず目印を付けたり。後世轉じて禮服には必ず之を付くる事となれり。此事貞丈雜記に云く。上古は天子に御紋といふもなく。菊桐の御紋は元と御裝束の織紋なりしを。武家の定紋の如く。御幕にも何にも付け用ひられしなるへし云々といへり。羽倉考の說稍之に同し。然らば近世貴賤の別なく。家紋を定めしとは。中世以降のことにして。羽倉考云ふ所の如く。是亦武家陣幕の紋所に起因せしものなる歟。說の當否は今詳かならされとも。左に諸書を錄して

紋所の由來を示すへし。【神佛の紋】貞丈雜記云。巴を神の御紋とする事神書にはみえず。僧のならはし也。人の定紋などゝ云事後世始りたる事也。禁裏より伊勢大神宮へ納らるゝ鞆（鞆と云ものは。弓射る時右の肘に粘付る物也。形はまりのことし）にも巴を繪がゝるゝ也。されば鞆繪といふ也（巴の字は巴蛇と云。へびの形を似せて作りたる字にて。巴はへびの名也。巴の字の形是に似たる故。日本にてともゑの字に用たるなり。ともゑは鞆繪也）。右の如く御神寶の鞆にゑがゝるゝ故。巴は伊勢大神宮の御紋と心得て。それになぞらへてすべて諸神の御紋に定め用る成べし。又巴は三輪明神の御紋也と云說もあり。是又俗の說也。神書には無之事也。又輪鋒なども（輪鋒は劍の鋒を八方へ出し。中に輪を入たる故輪鋒と云也）。神の紋と云事。是又神書に無之。俗のならはし也。山伏の不動袈裟にりんぼうの金物を付る故。神の紋といふ歟。一向神道にはなき事也」とあり。按するに。神佛の紋は後世の事なるべし。祇園の社に窠の紋を付くるは。信長の此の社に寄進せし器具に窠の紋付きたるが多かりしかば。終に社の紋の如くなりしと云ふ說あり。今は種々の神佛に紋所あり。稻荷は稻。惠比須は三柏。金刀比羅は羽團扇。又は丸の中に金の字。水天宮は錨。天滿宮は梅鉢。熊野神社は旭に烏。秋葉及び道了の羽團扇。淺草の三社は網手。聖天の向ひ大根。鬼子母神は石榴。觀音地藏は卍字。淸正公は蛇の目。日蓮は井桁に橘。不動は輪棒。帝釋は雷紋。辨天は浪に三つ鱗。毘沙門は百足。豐川陀枳尼天は稻。妙見は北斗星等種々の紋あり。

【紋章の名】今唱ふる所の紋所の名は甚だ杜撰なるがあり。例へば楠氏の紋菊水と云ふは井出左大臣より出たる家とて。山吹に水を章としたるなり。島津氏の轡と云ふは丸の內に十文字なり。

【皇室の御紋】貞丈雜記に云く。天子の御紋と云事。上古には無之事也。源平の合戰の比より。御幕など菊に桐の御紋を付始られしなるへき歟。菊桐は元來は御裝束の織紋なり。それを武家の定紋の如く御幕にも。何にも付け用ひられし成へし。黃櫨染と云御裝束には桐竹鳳凰麒麟の織紋あり。赤色と云御裝束には桐竹の織紋あるとあり。又窠の中に八葉の菊。同菊から草の織紋あり（凡人は紋を道具のおほひなどに付るは。人の物にまぎれぬ爲也。天子の御物はまきるへき事なき也。然れとも後世に至てまきるゝ故。菊桐を付らるゝ成へし）。顯宗帝の銀錢に銘せりと云ふ說あれど。果して菊なりや否明ならず。貞丈雜記に云く。天皇院宮を初め奉りて。親王又は近き源氏に至るまで菊を王家の紋と定めて。衣服は云に及ばず。宮室器財の屬まで菊花の紋を用ひ給ふ。此事中古以前所見なく。異朝にもいまだ其類を不聞。或說に。承平五年菊花の宴ありてより。特に此花を賞せられて朝家の花と爲と云り。然れとも花の宴は菊に限れるには非ず。櫻にも有れば藤にも有り。是たゞ花の好を賞せられたる計にて。南殿の櫻橘。中殿の庭の梅萩の賞翫に異ならず。案ずるに。菊は仙洞の花なるべし。何にとなれば赤色の御袍は主上皇太子も着御し。一の上も着する事あれとも。太上天皇ならでは尋常には着御し給はざる事。桃花蘂葉逍遙院裝束抄等に見えたり。此袍の文窠の內に菊唐草八葉菊なとなり。又指貫の文も仙洞は八葉菊なる事逍遙院裝束抄に見え。小直衣の文も。菊。菊唐草。菊の枝。衵も八葉菊なる由。無名裝束抄に見えたり。惣じて仙洞の菊の文を用ひ給ふ事は十分の九つに過き。自餘の人の菊を用ふる事は十分の一つにも足らず。蓋菊は爾雅にも傳公延年と名づけ。費長房が炎を消し。酈縣に毒を消たる類人口にさへ傳て古來神僊の草花とす。太上皇をも亦仙洞碧洞の名を添へ。或は邈姑射の山に比して同じく仙籙の號を假れり。是位を去り世を遁れ給ふを山に入。塵を脫するの義に取れり。然れば仙洞の袍等の文に菊を用ひ給ふは大に據ところあり。是より轉して萬物に菊を以て。仙洞の標と爲るにや。後鳥羽院劍を好みて自鍛冶を爲し給ふにも。菊花を刻み給へり。其後終に混して御在位の時も猶菊を標とし給ふと見えたり。明治元年皇室の紋章を定め。類似を禁すとあり。古昔皇室より寄進せられたる幕。提灯などあるときは。其の神社佛閣は猶ほ之を再調して自ら之を付するとあり。元と禁せらるゝ所なれど。今に至て默許せらるゝ姿なり。又褒狀の全形を摸するものは。是より前。默許せられ居りしが。猶明治元年三月二十八日。菊御紋を濫用することを禁せらる。同四年六月十七日。皇族の外菊御紋を用ふるを申禁せらる。其徽章（十四葉一重裏菊）を改定す。其後十三年四月五日。菊御紋章を賣物等に畫き候儀。並紛敷品相用候儀も不相成旨。明治元年三月二十八日。明治四年六月十七日。太政官布告の趣きも有之候處。近來往々賣品に御紋章を畫き候向有之哉に付。取締方一層注意可致候此段相達候事。」三十三年菊御紋章取締に關し警視總監の諭告あり。菊御紋章の儀に就ては。明治元年三月。同四年六月太政官布告を以て禁止相成居にも拘はらず。近時濫用の弊漸く滋蔓し。取締上默過すべからざるを以て。行政執行法第七條第一項に依り。相當處分を施さゞるを得ざる義も可有之。就ては今後左の各項に準據し。苟も心得違の次第無之樣厚く注意を加ふべし。（一）。印刷描出其他方法の如何に拘らず。商品容器封皮引札廣告看板建築物又は其の他の物件に。菊御紋章若

モムシ

は御紋章類似の圖形を表出し。又は之を觀覽の用に供することを得す。(二)。帝室若は政府の授與に係る賞牌。賞狀。褒狀。免狀の類を節畧模寫して。菊御紋章の部分を前項の物件に摘出私用することを得す。但し審査官の氏名を畧節する如きは妨げなし。(三)。私著の文書繪畫に在りては。御陵の圖御系譜御歷代の尊號を掲ぐる場合と雖。菊御紋章若は菊御紋章類似の圖形を之に表出することを得す。(四)。帝室若は政府の所有又は授與に係る物件の形狀を。複寫。撮影。模圖等に依りて表出したるもの。例へは御料の物件の模圖若くは官廳の建設物等にして。菊御紋章の附着せるものを複寫等に依りて表出したるもの。又は明治二十三年十月廿日の教育に關する勅語を出版するに當り。菊御紋章を表記するは前各項の限に在らずとあり。【桐の紋】是は鳳凰より轉じたると見えたり。凡麟鳳龜龍の四靈は各其類の長なれは。古來至尊に比し來れり。故に黄櫨染の御袍にも鳳凰を織れり。鳳凰は梧桐に棲み竹實を食ふが故に桐竹をさへ加へたり。此御袍必御在位の服御なれば。其綾を以て後世御紋と爲しなるへし」とあり。一說に桐は王家の紋に非す。奧州安倍の紋なり。賴義其形を愛し之を採用す。諸大名菊桐紋を賜ふは公武より賞するの義なるべし。四親王家は桐を用ひざること其の證なりと云へり。

【家の紋】貞丈雜記に云く。家の紋と云事。源平盛衰記(卷三十六熊谷向大手條)に。熊谷は褐の直垂に家の紋なれは。鳩に寓生(ホヤ)をそ縫たりける云々。家の定紋といふ物は。本は旗幕などに付るしるし也。素襖直垂小袖などには家の紋付る事もあり。外の紋付る事もあり。舊記に紋をぬひめ付にするとあるは。今時きりつけ紋と云に同し事也。紋を別のきれにて作りてぬひ付る事也。すあふのきくとぢもぬひめ付にするとあり。是もぬひ付る事也といへり。羽倉考に凡衣服器物等に紋を附る事は至りて近世の事なるべし。一條院以來小袖を著すと雖。紋の事は記錄等に未だ見及ばず。たゝ車の紋ありと雖。家に依て定まりある事には非ず。建久の比より陣屋の幕に紋を附て各其陣屋の標とし。後世に至りて小袖などにも之を用ふるなるべし。仍て近世迄も猶幕の紋と稱せるにや。塵添埃嚢抄に。武士の幕の字と記せり。此抄の比までも幕より外の物には附ざるとみえたり。又袍直衣以上の綾に。草木虫鳥などを織事も。上代には定まりたる事なき故歟。令式等には不レ載。中古以來如此事までも流例に從ふを故實と爲來る故に。攝籙の袍は雲立涌。大閤の袍は雲鶴などゝ定まりて。文樣の大躰員數も極りある樣に爲り來れとも。必此外は袍の紋に用ひずと云にはあらざるべし。然して中古以來の諸抄文の形狀。及用ふる人用ふる時などをば記したれとも。本より先例に從ふばかりの事なれば。何なる義を以て此紋を用ふるなど云事は。百分の一二に不過。仍て儘案而已にして所見なし。其初を思ふに今の婦女の小袖の模樣の如く。各其人の欲するに從へるなるべし。必義ある事とせしは鑿なり。久我庭田の兩家は笹龍膽を用ふれとも。淸和源氏には用ひず。義經などは桐を用ふべき筈なり。平氏の蝶は貞盛の天慶の亂を平ぐる功により。唐革の鎧伏蝶の織出ある御衣を賜ひしより始まるなるべし。家紋と云ふことは鎌倉頃より起れり。」衞府左右衞門府に左右巴。兵衞府左右竪横木瓜。近衞府左右竪横菱。馬寮左右。劔通常酸草。兵衞府は藻花菱を用ふ。鎌倉より京都へ大番に登る。一番二番三ばんを別て一引二引三引とす。其の他群書類聚に足利氏の頃の紋所の圖を出せり。家紋に衞府の紋。引兩の紋など用ふるは。先祖が是等の官職に居りしか故なり。左れば紋所は家の系圖を知るべき料として。之を替ふることあるへからず。世間往々不意氣なる紋なり。或は女子には似合しからずとて。替紋を作り。又は之を崩して用ふる者あり。川柳點に「身上の崩し始や紋所」とあり。面白き警句なり。

【紋を丸の内に畫く事】貞丈雜記に曰く。永正年中立雪齋か畫し諸家紋に。紋の外に丸を畫たる事多く見えたり。家紋の外に丸を畫く事。時により人の好みにもよるとにや。室町殿の紋は五七の桐にて丸なし。是も諸家紋にみえたり。宗五大双紙に公方樣御腰物御目貫丸の內つぶ桐燒付。又云。公方樣御打刀は御目貫前の如く丸に桐やきつけ。又御劔は御目貫丸の內桐燒付と見えたり。これをみれは丸なき紋も。好みによりて丸を用る事もありしなるべし。諸家紋に島津氏の紋十如此なり。何頃より歟丸の內に筆勢もなき十文字になりし也。御供古實に云ふ。すあふ袴の紋をひとつにして(ひとつにしてとは同し樣にする也。たゞ一つ付るといふ事にてはなし)。地の色を上下の色を替候てめし候方も候。大に略儀にて候。自然はさいみなどめし候事も候歟。何も略にて候(上はさいみのすあふ。下は常の長袴也)。若おさなき方などは猶もくるしからず候歟。更にあるまじく候云々。今のつぎ上下とて肩衣と袴色の違たるを用るも是より出たるへしとあり。【紋の數】上下。大紋などには。紋を付くるに一定の制あり。衣服羽織には。一ところ紋。三ところ紋。五つ處紋とて時々の流行又は人々の好に依て之を付く。而して多き程を正しとしたるなり。其の大さも時々の流行に依る。昔深川の藝妓は衣服には一般女子の如く紋を付けたれども。羽織には紋を付けず。當時錢の無き事を。藝者の羽織で紋(文)なしだと云ふ諺ありき。女は羽織を衣ざるを禮とす。紋を付け

さるを定とする故。斯かりしなり。明治になりて藝妓も小き紋を一つ三つ付たるが。同二十八九年頃に至り。男子の眞似して大なる紋五つまて付ると流行せり。」又四季草に云く。紋といふは衣服に五所に付るをのみ紋といふにはあらず。すべて物の模様を紋といふなり。束帶の時上に着する裝束を袍といふ。此袍は綾を以て縫ふなり。其綾は樣々の織紋あり。天子のめす御袍に黃櫨染といふは。桐竹鳳凰麒麟の織あり。麴塵の御袍には唐草に鳥の織紋あり。赤色の御袍には。唐草に窠内に菊の紋あり(禁裏にて用ひらるゝ菊桐の御紋は。御袍の織紋より出たるなり)。又臣下の袍には。或は浮線綾の丸。或は轡唐草。或は輪無。或は輪違等の紋あり。此外家々に定りて用ふる紋あり(是を唐紋といふ各家の紋なり)。右は公家の事なり。武家の紋は旗幕の目しるしなり。是は保元平治の合戰の頃より始りし事か。後には旗幕ならでも。衣服にも紋付る事になりしなり。宗五記に。公方樣御服と申は織物(色御紋不レ定)。白きあや又はあやつむぎを地を色々に染て。御紋むらさきなどに付け候云々。是は東山殿(義政公)時代の事なり。御紋不レ定とあるを見れば。その頃は衣の紋に限らず。何紋にても付しなり。後世には必家の紋の外は。付ぬ事になりしなり。といへり。鹽尻に云。新田の紋は中黑(是五幅の幕中の幅を黑す)是を一つ引兩と云は非歟。引兩とは二つ引の事也。兩の字を以て知べし。永祿十一年十月二十四日。義昭將軍信長に所賜の內書に。引兩筋といへるはこれなり。三つ引兩と兩の字を付る事古書に有れとも。是は引兩の名より不圖呼初たると見えたり。輕く引兩は各別か。又中黑。黑と白の紋と一文字と不同。其家傳を守るべし。此等のこと予嘗て家紋舊傳にくわしく記るせし。世俗誤りを傳へ附會の入說多し。又奇異の怪誕を添へて。これを家の故實なりと思へるも少からず侍るのみ。」或人問。もつかうの紋木瓜と書く。吾子家紋の傳を見れは其證有りや。曰。もつこうとは根元帽額の窠子といふ事にして。みすの近かうは(みすの上へ。へりのごとくにして。下をぬひ付けて一巾の縚なかく。これを近かうと云)。給に四花形の窠の紋なり。緣には小くたてなかにかく。これ立もつかうなり。さて古人用之證は。朝倉氏の先祖日下部高淸(太郎入道と號す)射を能す。源賴朝卿感し。所領を給ひ。且御簾の紋を下し給る。これより三つもつかうを家の紋とするよし。朝倉氏系譜に見えたり。以此證とすへし。」葵の御紋。源敬公御相傳の御說にいはく。源の賴義の御嫡男義家を。石淸水の御氏子として八幡太郎と稱す。當社の神紋をうつして鞆繪を御旗の紋とし給ふ。御次男義綱は加茂の社御烏帽子子に擬へ。加茂の次郎と稱しかつ葵を旗の紋とし給ふ。三男義光をは三井寺の新羅明神の烏帽子子にして。新羅三郎といふ。彼神衣の紋を以て割菱を紋とし給ふ。義家の御裔新田家大中黑の御紋は。根本幕なり。鞆繪は御家の秘紋として。德川家へ傳へ給ひしなり。親氏公三州加茂郡入御の後御威勢もさかんに。御子數多生れさせ給ひし。郡名により加茂の朝臣と稱し。御家の鞆繪の御紋を葵に書なし給ひて。御一流の御旗幕に付させ給ふ。是今の葵鞆繪の御紋なりと云々。丸は大權現御末年の時よりつけさせ給ふよし。」閑窓隨筆云。千葉氏月に星の紋は。俗にいふ十曜にて。伊東相馬原氏等の用ゆる處なり。古今紋傳を見るべし。又伊東系圖に大和守祐時より。千葉介常胤へ月に星の紋を懇望せしかば。則讓與へたる時常胤か狀に。任二懇望之旨一。幕紋令レ進候。殊更賴朝御目入之上不レ及二甚酌一令二進覽一候。月星九曜五幅に御心懸。尤可レ爲二肝要一候。尙又使者用二口上一候。恐々謹言。建久四年六月九日。平常胤。伊東三郎殿御宿所。」永正年中室町殿紋帳に。杏葉。大友豐後守親繁。私に云。古杏葉とある紋樣は。今の抱茗荷の通りなり。當時津輕家の書上の紋には。魚葉牡丹と書く。又分家にては。五葉牡丹としるす。立花家の寬永系圖には蘘容。鍋島家。同。蘘荷丸。紋樣は抱めうが也。分家にては杏葉と云て。紋樣はやはりめうが也。又一本魚樣ともしるす。覃按。杏葉は杏の葉の形にして。倭名に見えしを本とすべし。諸家にてさま〳〵に書かへ蘘荷となせしは。形の似たるにより誤れるなるべし。和訓栞。きやうえふ。倭名抄鞍馬具に杏葉。俗に云行えふといへり。廣韵に杏音行と見ゆ。されば漢音はかう成べし。牛にも用ひたるにや。車の具にもいへり。いてふの葉也。今具足にいふも是にや。又屋造に搏風に繪樣形をして。其上にきやうえふといふものを打也。水といふ字をくづして造ると。梅村載筆に書るも同義成べし。又幕の紋にもいへる事埃囊抄に見えたり(一話一言)。右紋所の品種は數限もなき事なれは。茲に畧す。

【葵紋】德川幕府の制に。衣服其他の器物に。猥りに葵紋を附くるを禁せり。當時の衣服制度的例に。【御紋服問合之事】御旗本方其身御紋服拜領被仰付候得者。三代迄は御紋付着用致。並兩親妻嫡子迄着用不苦候哉。附。書面の通に而宜候。尤厄介二男三男は無用に候事。」【御用召の節。御紋付御時服着用之事】文化元子年六郷佐渡守より大目付衆へ問合。附。萬石以上以下共御用召之節。御紋時服は不相成事に候得共。前々仕來に而着用仕候分は不苦候。【御紋付御羽織之事】文化六巳年六月。羽倉權九郎より大河內善十郎へ問合。御紋付御羽織親致拜領候を其惣領計は致着用候而不苦候哉。又は其身拜領不致內は着用難相成筋に御座候哉。附。書面父拜領御

モムシ

紋付御羽織其惣領に而は着用之儀。致遠慮可然候。」【引下勤之者御紋付着用之事】文化十二亥年三月。大目付中川飛驒守より御目付彥坂三太夫え問合。御支配向の內。御目見持格に而。引下け勤之者。其父御目見以上御勤役中致拜領候。葵御紋付之時服。右引下勤之者殿中向へ致着用候哉。又勤に付候節は着用不致。身分に付候御禮廻勤等之節計着用致候哉。承知致度候事。附。御書面引下勤御徒目付表火之番葵御紋付時服着用之儀。素袍長袴。着用致候節。竝身分に付。御禮廻勤等之節は致着用。其外平日殿中向は勿論。外出之砌も勤に付候節は。着用不致候心得に御座候。此段及挨拶候。彥坂三太夫。」一御紋付衣服之儀に付御書付。享保八卯年二月七日。戶田山城守殿御渡候御書付。山名左內と申浪人。葵御紋縫に仕衣服に付。其外巧成仕方共に而僞取込候品々有之候に付。舊臘死罪に相成候。就夫御紋付衣類之事。只今迄心得違候哉。末々の男女等致着用候者も有之候。左樣には有之間敷義に候間。向後拜領仕候者之妻子は格別。其外一切着用仕間敷候。且又御用之外。葵御紋染又は縫紋羽織蒔繪諸道具等に至迄附候事。自今堅く可爲無用旨。町中へも相觸候條。此旨も可被存候。但御三家竝御紋御免之大名より誂候は格別に候」とあり。當時諸藩臣にても。主人より紋服を賜はる時は。其の紋の付きたる服を新調して自ら着するも差支なき事にて。之を榮譽としたり。但し臣下に賜はる御紋服は將軍諸侯とも。別に作り。自ら着し給ふ品よりは。其紋大形なり。近臣などにて御垢付(自ら着せられたる品)を賜はるときは。猶更榮譽としたり。而して賜はりし紋服を着するに羽織を御紋服等とすれば。衣物は自家の紋の付きたるを用ひ。衣物が御紋服を着すれば上下を自家の紋にする等。何れか一つを自家の紋にし。決して悉く御紋服を用ふるを許されさるの習慣なりき。

【葵紋の付きたる物品】青標紙中。衣服制度的例に又云く。明和五子年八月二日。御書付酒井石見守殿御渡。諸寺社神事。佛事。開帳等其外平生共葵御紋付候品者。向後御女中樣方よりは容易御寄附無之。御三家方始其外大名よりも菩提所等は格別。其外へ者寄附無之筈に候。是迄御寄附之分者寺社奉行へ相伺。差圖次第可致候。其の外寄附之分は什物に致し置。平生は勿論神事佛事開帳之節も相用候儀可爲無用候。尤葵御紋相用候面々。靈牌等有之寺院へ相納候膳具。其外打敷等御紋付之品。其人之法要に相用候儀は不苦候。右之趣寺社之輩へ。寺社奉行より申渡候間。御料私領寺社領之分へ御代官領主地頭より可被申渡候。七月。右之通可相觸候。」明和六丑年七月二十五日。水野壹岐守殿御渡。御寄附等にて葵御紋付之品有之候寺社より申出候者。京都大阪之分は京大坂町奉行え申出候樣仕り。町奉行より寺社奉行え申越候樣可致候。遠國之分は御料は御代官へ申出。御代官より御勘定奉行へ可申達候。私領は地頭迄申出。地頭より寺社奉行え申達候樣可致候。右之通向々へ相達候。七月。」一。御紋付捨物之事。御紋付捨物者三日之內預ヶ置。主出不申候得者。向寄之御目付へ相屆候樣申渡有之候。晒には相成不申。主出不申段四日目相屆候得者。猶又三十日預置。主出不申候はゞ。向寄之御目付方へ相屆候樣御小人目付を以差圖有之。三十日立主出不申候得ば三十一日目其段相屆候。左候得は御小人目付を以て。燒捨に致候樣差圖有之事。但外品と違ひ書付等出し晒候には無之。尋來候者も可有之哉と三日之內預けに相成。三日過候ても尋來候者無之候得ば。猶又三十日程尋來候者可有之哉見合に相成候事に候。燒捨之節御小人目付立會無之候。(前例。寬政九巳年十二月十九日。八代洲河岸土非大炊頭日割組合辻番廻り場之內。御紋付提灯捨有之。本文通三日預け又三十日見合三十一日目燒捨之儀差圖有之。巢鴨下屋敷にて燒捨相成。御小人目付立會無之)とあり。また享保八卯年葵御紋猥に附間敷旨之儀に付町觸。山名左內と申浪人。葵御紋縫に仕衣類に附。其外巧成仕形共に而僞り取込候品々有之に付。舊臘死罪に罷成候。就夫葵御紋付衣類之事。唯今迄心得違候哉。末々之男女等致着用候者も有之樣に相聞不屆に候。向後一切着用仕間敷候。且又御用之外葵御紋染。又は縫紋織物蒔繪諸道具等に至まで附候儀。自今堅可爲無用候此旨町中へ可被相觸候。但御三家。幷御紋御免御大名より誂候は格別に候。二月。」享保七年寅十二月十九日。通四町目庄三郎店」古林松軒方に居候浪人。山名左內。右之もの正宗之刀有之由申。藤堂和泉守家來小野源太兵衞方より。右爲前金吳服物品々を住所も不存者に相渡し。其者欠落仕候由申之。殘り候吳服物をも源太兵衞方へは不相返代も不遣。約束之刀も不差出。騙り同前之仕方。其上證據も無之儀を申立。右端物之內にて御紋付衣類を拵。重々不屆仕形に付死罪。」明和五子年七月。葵紋附寄附の諸品。什物に納置。常用に不可爲旨觸書。諸寺社神事佛事開帳。其外平生共葵御紋附候品。向後御女中樣方よりも容易御寄附無之候。御三家始其外大名よりも菩提所者格別。其外へ者寄附無之筈に而候。是迄御寄附之分者。寺社奉行へ相伺。差圖次第可致候。其外寄附之分什物に致置。平生者勿論神事佛事開帳等之節も相用候儀。可爲無用候。尤葵御紋相用候面々者。靈牌等有之寺院へ相納候膳具。其外打敷等御紋付之品。其餘法用に相用候儀者不苦候。右之趣寺社之輩へ寺社奉行より申渡候間。御料者御代官私領寺社之分領主地頭より可申渡候。七

モムシ

月。」文政二卯年六月八日。出入町人共へ葵紋附挑燈渡間敷旨達書。大目付へ。御紋を附候家々へ出入いたし候町人共。御紋附挑燈を受取置。非常等之節猥に相用候ものも有之哉に相聞候。葵御紋附容易に町人共抔へ相渡置可申儀には無之候間。若是迄相渡候面々も有之候はゝ。以來無用に可被致候。右之趣御紋を附候面々へ可被相達候。六月。」同年同月同日。町人共出火の場所へ葵紋附挑燈持歩行もの召捕糺明可及趣達書。大目付へ。近來出火之節町人共。葵御紋附挑燈持歩行候もの有之。火事場之差障に相成候趣相聞候。御用達町人共へ相渡置候挑燈。非常之節は御道具類持退き候ために而。平日とても御用之外相用ひ申間敷處。私に相用候儀不埒之事に候。以來右樣之もの有之候においては。捕押糺之上急度可申付候。右之趣御紋附挑燈相渡置候もの共へ。急度可申渡旨。支配々々へ可被相達候。六月。」文政八酉年八月十六日。葵紋附挑燈竝御用と記す高張挑燈等猥に持歩行もの召捕糺明可致旨達書。葵御紋附挑燈猥に持歩行間敷旨。去る卯年も觸候處。近來又々猥に相成平日も持歩行。或者高張等に致し。盆暮祭禮之節抔軒先へ差出候者も有之由。御紋附又者御用と印候挑燈。御用達町人共へ渡置候儀者。畢竟非常之節道具類持退。或者御用物持運ひ候節之爲に候間。御用之外相用申間敷事に候處。平日私に相用其外御紋を付候家々へ出入致し候町人共儀も。御紋挑燈請取置。是又猥に持歩行候段。御用達を始諸家へも出入之町人共者。猶更以不埒之事に候。以來右樣之儀於有之者火事場にかぎらず。平日迚も見掛次弟捕押糺之上。當人者勿論時宜に寄町役人迄も急度可申付候。右之趣御紋附挑燈相渡置候者共へ。急度可申渡旨支配々々へ可被相達候。八月。」天保三辰年九月。諸家にて使用の葵紋附挑燈合印の儀に付達書。葵御紋附挑燈猥に相用申間敷旨。先年相達候趣も有之候處。今以家來末々之もの共。御紋附之挑燈をもち歩行。不法之事共有之由。相聞候間。以來御紋附之挑燈を持歩行。如何敷始末も有之候はゝ。不及有無捕押。奉行へ爲渡候。依之御紋を用ひ候家にて相用候挑燈へは。公儀御挑燈と不紛樣。目立候程之合印付置。右合印者兼て御目付迄。可被差出候。且又御由緒有之家々にて。出入町人共へ葵御紋附之挑燈渡置候儀は。かたく無用に可致候。九月」とあり。當時非常に鄭重にせしものなり。

モムジヤウセイ　文章生。(モムジヤウハカセを見よ)

モムジヤウハカセ　文章博士。小中村淸矩の考(史學協會雜誌十八)に曰く。職原抄(大學寮條)云。大學寮者。四道儒士出身之處也。和漢最爲重職。紀傳。明經。明法。算道謂之四道とみゆ。此中紀傳博士と文章博士とは。名號は異なれとも。其實は同しき也。故其由緣を悉しく解明さんとす。まづ職員令(大學寮條)云。博士一人。助教二人。學生四百人。音博士二人。書博士二人。算博士二人。算生卅人とありて。いまた紀傳。明經。明法なといふ名稱なし。然れと必學生の中にて科を分ちて。其々の業を學はせ玉ひし事とおほゆ。其は次々に引く處の文を以知るへし。唐六典國子監の條に。國子博士。大學博士。四門館博士。律學博士(いつれも助教あり)。書學博士。算學博士あり。此令條は專ら唐制に倣ひ給ひて定めたまひしものとおほゆ。但し職員令に。律學博士といふ名稱は見えされと。續日本紀に。大寶元年八月戊申。遣明法博士於六道。講新令なと見え。考課令にも。明法の貢人を試る條あれは。旣くより此科を分ちて。博士も學生も有ならむ(官位令集解に。神龜五年七月廿一日格云。勅大學寮律學博士二人と見ゆ)。官位令集解に。神龜五年七月廿一日格云。勅大學寮云々。文章博士一人。以前一事以上。同助傳博士とあるは。文章博士の稱の書にみえたる始にて。三代格には。天平二年三月二十七日の格に。件の官を正七位下の官に定めたまふ由見え。續紀天平二年三月。曲水宴の條にも。文章生の稱見ゆ。又類聚國史(百七)に。大同三年二月丙辰。減大學直講博士一員。置紀傳博士とあり。紀傳博士の稱のはじめ。同書承和元年の勅宣にも紀傳博士及得業生を停むるを記す。又三代實錄卷三十五に。元慶三年五月七日令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成。於宣陽殿東廂讀日本記喚明經紀傳生三四人。爲都講云々。日本紀畧康保元年二月二十五日勅定散位正五位下橘仲遠。講日本紀。又尙復學生。仰紀傳明經道。可令差進之由。仰大學寮。また長元七年八月十一日の左經紀に大學紀傳明法曹司舍云々。顚倒云々。紀傳曹司學生等。被打蒙。雖蒙疵不死云々なとみえ。又釋奠の論議の時都堂院(この院の事下にいふへし)にて。紀傳博士は北の座に着き。三道(明經。明法。算道)の博士は兩廂の床に着く由。江次弟釋奠の條。及元永二年八月三日の中右記。其餘の物にもみえたるを攷へ合すへし。かゝれは紀傳の職は停め玉ひつれと。其學は廢したまはす。紀傳の道に熟せし人を以て。文章博士。文章生と爲させ玉ひしものなれは。猶其を着て紀傳博士。學生とは稱へる也。故職原抄に。文章博士を紀傳道儒士之撰也とは紀させ玉へり。」さて文章博士の紀傳の職を兼掌る由緣はいかにといふに。考課令を按るに。古へ京師と諸國との學校より貢人を奉るに。四の色あり。一を秀才といふ。博く經史に通したる人を取て。方略策を試む(これ記傳明經に兼通せし人なり)。二を明經といふ。經書の義を試む(これ明經道なり)。三を進士といふ。時務策を試みて文選爾雅を讀ましむ(これ紀傳道なり)。四

モムシ

を明法といふ。律令を試むといへり（これ明法道也。是貢人の色も唐の制に倣ひたまひしものなれど。頗る簡にして要を得玉へり。唐六典。唐書選擧志等を併せみるへし）。されは進士の等務策を書むには。和漢の歴史を涉獵して。古今の治亂興廢の狀を熟く辨へされは。爲し難き業なれは。是を紀傳の學とはいふ也。はた文章作る事をよく學されは。心のまゝを筆に寫かたし。故文選爾雅を明らめて漢文の體を識り。文字訓詁の學に勞くを以て。文章博士より紀傳の職を兼知る事とは知られたり。大同の頃は殊に紀傳博士を置かせ玉ひて。此曹にて專ら史學をのみ勸させ給ひしかと。弘仁天長の頃より唐土の制に傚はせ玉ひて。詩賦を以て學生を及弟せさせ玉ひしからに。紀傳の曹にても文章をのみ專らと學ぶ事になりしかは。承和の朝に文章博士の職に併せたまひしにや。」また職員令に見えたる處にては。徃昔大學寮にて博士と稱ふはたゝ一人なりしに。次々諸道の博士の號起しけり。此を明經博士又は大博士など稱ふ事とはなりぬ。此を職原抄をはしめ。後世に官職の事とも記さる書に。文章博士の後に次第せしは。官位相當の高卑に據てのこと也。大學の博士の相當は。官位令に正六位下とみゆ。文章博士の相當の事は。三代格卷五に。太政官符定。文章博士官位事。右依去天平二年三月二十七日格。置件官員定正七位下。今被右大臣宣偁。奉勅。案唐令國子博士正五品上官。其文章博士。宜改易前格。定從五位下官。弘仁十二年二月十七日とみゆ（類聚國史卷百七にも此事を記せり。此餘明法博士は正七位下。算音の博士は從七位上相當なり）。そも〳〵文章博士は。其始は大學博士下に次序して。官位の相當も昇ありけむ乎。次々に紀傳の學を兼て世務の事に涉り。後々には内記また式部の大少輔の兼官となりて及第を試み。詔勅の草案など物せしからに。自らに勢有て相當も昇り。其中には辨官に進みて。大臣に昇されし人もみゆめり。故職原抄にも紀傳儒者古來多有二登川之人一とかゝせ給へり。かゝれは古へ明經道の上に紀傳道を次序せるは。由緣ある事にて。今の世とは反せる事を辨ふへし。又内裡圖考證を按るに。大學寮の中に北堂院。南院。虎算道院。明法堂院の四院有。南堂院は則明經の堂也。北院は都堂院とも。文章院とも稱へて。四院の中にて殊に上たる由諸書にみゆ。此にても古へ此道を尙みし事知らる。又菅江二家の東西の曹司も。此院の中に有し由。江吏部集序にみゆ。かゝれは此二家もいはゆる紀傳道の儒也」とあり。

【文章生】文章生の事を給料とも云ふ。有職問答に曰ふ。給料とて。學問の爲に。勸學院弉學院などにおかるゝ六位のともから叙位の時。五位に成を注すに。文章生を散位と申候。無官前官の位署に。散位號あるたくひにて。文章生を。よび名には給料と稱候。或實名をもよひ候。あまたある時は姓を加て。藤給料菅給料なとよひ候。然者散位と申候事。無官無位に用候。地下の侍も可爲此分候歟の由被仰出候き。此分候哉。」答。學文料と云物を給ふへき由宣下せられて後。給料と喚び候なりとあり。猶大學の條下を參看すべし。

モムゼキ　門跡。正しくは御門跡といふべし。蓋し古へ僭濫の盛なる頃は。御門の跡なりと附會せしによる。されと門地の意にして帝の意にあらさるを。後の各書を見るべし。官位訓に云。御門跡の事を。愚盲の族は。あしく心得て。さるにてもあらぬ事に。いひのゝしるこそ淺ましきわざなれ。御門跡と稱する事は。人王五十九代。宇多天皇寛平八年八月に。光孝天皇の御願に依て。大内山に仁和寺を草創あり。是を御室と號す。寛平法皇の御開基あるに依て。御門の跡と申す心にて。御門跡と稱するなり。門跡の號これより始る。然るに。皇子。或は帝王の御連枝等。御餝をおろし。法門に入せ給ふに。親王宣下ありて。御くらゐも常の親王の如く。四品より一品までの御品有よし也。此法親王の御住ゐなさるゝ寺は。皆御門跡と稱し奉る也。」仁和寺は。雍州府志に。寛平法皇之御菴室跡也。故稱二御室一。法皇葬二後山宇多野一。故號二宇多院一。光孝天皇仁和年中中二興此寺一號二仁和寺一。伽藍巍々焉。光孝天皇則葬二此寺之西野一。陵今在二田間一。弘法大師昭堂在レ北。凡本朝王上稱二御門一。故宇多法皇讓レ位後所レ住之室。故稱二御門跡一。又謂二御室一。依レ之仁和寺外。不レ可レ有二御門跡之號一。此外門主號。皆崇二其人一而准二門跡之例一者也。然則准門跡非レ實也。此寺之門主多皇子也。」近世寺中多植レ櫻。依レ之於レ今御室清水爲二一雙一。然清水東方而和暖。故花之開也速矣。御室西方而寒冷。故花之開也遲矣。自爲二洛人一春前後之觀一。並岡在二寺之西南一といへり。また官位訓に。仁和寺は。御門跡の開基にて。寛平法皇の御寺なれば。自餘に混ずべからず。是を以て僧移と號し。宮門跡の上首にて。必一品親王也。自餘の宮門跡は。二品親王御住職あるとかや。其外攝家の君達御剃髮ありて。釋門に入給ふを。攝家門跡と稱し。又清華の御息なれば。清花門跡などゝ稱するなり」などいへり。これも有職問答に。一條をあげて。仁和寺御室事。」御代々宮にて御座候。但攝家より一代。幷鹿苑院殿御時。武家より一代御住候。是一段希有御事にて候よし被仰出候き。巨細被仰下度候。」右の答に。光明峯寺攝政息法助。號二開白准后一此一代候。其後鹿苑院御息一代御入室。早世也。此外王孫ならでは無二入室一也と見えたり。また叡山三門跡の事。小原の圓融院は。六十四代圓融

院の御跡にて宮門跡なり。粟田口の青蓮院御門跡は。嵯峨天皇の御跡にて宮御門跡也。竹裡曼珠院は。明暦三年北山より一乘寺にうつして。良尙法親王御開基也。東叡山の毘沙門堂は。世に淸華門跡と申す也。各天台宗也。扨圓融院。青蓮院。妙法院け。山門の座主を兼給ふによつて。叡山の三門跡と稱する也（官位訓）。本願寺は。雍州府志に。龜山院文永九年親鸞上人之息女覺信尼於二大谷一建二立之一。上人遷化後十一年也。爾後移二宇治郡山科郷一又遷二攝州大坂天滿宮之側一。然後移二京師六條一。至二光佐上人時一。其嫡光壽有レ故隱二居本願寺之後東方一。故號二東本願寺一又稱二御裏一。其弟光昭雖レ爲二庶子一續二其統一。是號二西本願寺一又稱二御表一。又有二庶流一。其一爲二興正寺門主一。其一爲二理性院門主一と見ゆ。また本願寺は十代の上人顯如の時門跡に准ぜらる。文祿元年十一月卒せり。また德川家康。教如をして別に本願寺を立しむ。東本願寺是なり。

和漢名數に。御門跡之數を擧け。仁和寺。（稱二御室宮門跡一）。大覺寺。（宮。在二嵯峨一。）隨心院。（攝家。在二小野一。）勸修寺。（在二山科一。昔爲二攝家門跡一。今爲二宮門跡一。）三寶院（攝家。在二醍醐一。當山修驗道長者）。右五箇寺皆眞言宗爲二東寺門主一。」圓融院。（宮。在二小原一。號二梶井宮一。）青蓮院。（宮。在二粟田口一。）妙法院。（宮。號二新日吉御門跡一。今兼二帶大佛一。）右稱二叡山三門跡一。並兼二天台座主一。座主稱二貫首一。」輪王寺。（宮。日光御門跡也。又號二滋賀院一。或時爲二山門座主一。兼二帶東叡山一。）曼珠院。（宮。世號二竹裏御門跡一。院本在二宇治及北山一。後洛中歲久明應二年移二一乘寺一。又兼二天台座主一。）毘沙門堂。（宮。在二山科一。）右六箇寺爲二天台宗一。」聖護院。（宮。在二岡崎一。本山修驗道長者。兼二帶熊野三山檢校職一。凡聖護院者。爲二天台山臥長一。三寶院者爲二眞言山臥長一。）圓滿院。（在二三井寺一。古爲二公方門跡一。今爲二宮門跡一。）實相院。（在二岩倉一同上）。右三箇寺天台宗爲二三井寺三門跡一。爲二三井寺長吏一。」一乘院（古公方。今宮。）大乘院（古公方。今爲二攝家門跡一。）右二箇寺爲二興福寺門跡一。號二南都兩門跡一。法相宗。」知恩院。（宮。淨土。）」蓮華光院。又號二安井門跡一。（眞言）。」西本願寺。（表）。東本願寺。（裏）。興正寺。（次二本願寺一。稱二興門一。以上三寺爲二眞宗一。） 凡廿一寺。」又東京に東西本願寺あり。江戶名所國會に云。西本願寺。俗に築地の門跡とよべり（或人云。此地は明暦四年に仰の事ありて。築所なりといへり）。一向派にして京都西六條より輪番所なり。始橫山町二丁目の南側裏通りにありしを。明暦大火の後。此地に移さる。准如上人を當寺の開祖とす（江戶名所記に。神祖御在世の時より。京都西本願寺の末寺を立られ。宗流を汲輩を勸らるゝと云々。白石先生云く。善養寺といふ一向僧東本願寺の建立を見て。公へ願ひて立る所なりとぞ。和漢年契に延寶八年庚申西本願寺立とあり）。本尊阿彌陀如來は。聖德太子の彫像にして。泉州境の信證院よりうつす。每年七月七日立花會。十一月廿八日開山忌にて。七晝夜の法會修行あり。是を報恩講と云。又俗間御講と稱す（塔中成勝院に俳仙彩風翁の墳墓あり）。東本願寺。新堀端大通にあり。開山教如上人。其先本山の住職たりしを。豐臣家のはからひとして。順如上人（教如上人の舍弟なり）を本寺の門跡に定められ。教如上人をは故なく退隱せしめ。裏屋舖に置れしを（此故に東町門を裏方とはいへり）。神祖覚に召出され。開祖上人の眞影を御寄附ありて。六條室町の末にて新に御堂屋舖を下し賜ろ。夫より後東西とわかる（其後江戶に末寺建立あり度由訴へ。則神田にて寺地を拜領す。一宇を建て。京都よりの輪番所となり。江戶中の門徒を勸化す。其の地今昌平橋の外。加賀屋敷と唱ろ所なり。明暦の後。今の地に移されたり）。當寺は朝鮮人來聘の砌旅館となる。立花會（每年七月七日與行す。參詣の人に見物を許す）。開山忌（每年十一月廿二日より同廿八日までの間讀經說法等あり。俗に是を御講と稱す。一に報恩講ともいふ。そのあひた門徒の貴賤群參せり）とあり。

モムドコロ 紋所。（モムシヤウを見よ）

モムトノツカサ 主水司は。宮內省の被官なり。古事記云。弟宇迦斯。此者宇陀水取等之祖也。傳云。和名抄に。主水司毛比止里乃豆加佐とあり。宇陀なるは。當昔宇陀に住て水部の職を奉仕し者のありしなり。職員令主水司の下に。水部四十人とある。是水取なり。主水司式にも。官人率二水部一云々と云ふと。處々に見ゆ。又令の同司下に水戶と云ものあり。是も一本には水戶とあり。水戶ならは此も水取の戶なるへし。氷戶ならは氷室に因る戶なり。さて書紀には二年春二月甲辰朔。乙巳。定レ功行レ賞云々。又給二弟猾猛田邑一。因爲二猛田縣主一。是菟田主水部遠祖也とあり。猛田は竹田にて十市郡なり。神名式に見ゆ。今も竹田村なり。二記共に猛田縣主祖と云さるは。其氏は既く絕て。たゞ宇陀水取のみ。此人の子孫にはのこりしなるべし。」官位訓に云く。【主水司】諸國の氷室をつかさとり。饘粥をつかさとるよし令にみえたり。今諸國の氷室を管領して夏の氷を奉ろ。【正】諸道の瞿。是に任す。近來は外記おほく任ろ也。【佑】おなし。權佑同とあり。

モムパオリ 紋派織は。一種の綿布にして。以て衣服となせは。能く身躰の溫暖を保つ者なり。其起原知ろへからすと雖も。蓋し二百年前の頃なるへし。爰に農商務省の報告を擧け。安永年間より明治十五年に至れる。其來歷を示すへし。

紋派織（農商務省報告）。安永年間。大阪府和泉國日根郡樽井村に。大津屋新助（現今絕家）と稱する者あり。其妻紀州那賀郡井白村產にて。紋派織を能くし。自ら紡績したる編絲を以て之を織出し。其販賣を試たるに。價格紀州產と軒輊あることなし。隣近相倣ひて。織事漸く廣まる。文化年間に及ひ。尾崎。波有手の二村に於ても。盛に之に從事するに至れり。而して其業終に織元。出機の二に分れ。織元は別に工場を設けす。原質を各家に交付し。出機は若干の賃銀を得て。之を織る（當時の賃銀詳ならす。現今は一段七八錢の外に出てす）。其織物は文派屋に渡し。之か整理をなさしむるものとす。又其原質たる。縱糸は一切紀州綛を用ひ。横糸は打綿を數村に交付して紡績せしむるものとす（當時の賃銀詳ならす。現今は目方三百五拾匁を紡きて。五錢乃至七錢を得）。天保年間。幕府令して奢侈を制し。紬布の類。一切之か使用を許さす。是に於て該業俄に隆盛の色を顯し。營業者の數。日を逐ひて增加するため。出機の織工數村に起り。紡績の業手は男里。貝掛。箱作。淡輪。深日。谷川。小島。孝子等の諸村に滿ち。其織元たる樽井。尾崎。有手の三村は一般に人口を增殖し。就中樽井村の如き。安永度には貳百餘戶に滿たさりしものも。天保度に及ひては四百五十有餘戶の多きに上り。明治十六年の今日に在りては。五百十四戶の大村をなすに至れり。通商互市の道。一たひ開けてより以來。金巾の輸入。年を逐ひて增加し。爲に該業の進歩を妨たる鮮小ならさるのみならす。强靭にして久きに堪ふるの紀州綛は。其價不廉なるかため。遂に原質たるの地位を退けられ。舶來の綿絲之か代用をなすに至り。爾後漸く鎭臺兵の演習用服の裏に用ひられ。若くは支那輸出の料となるを得たりと雖。未舊來の面目を保ち難きのみならす。其長所たる固有の眞質は。今や殆地を掃はんとす。數村組合法は從來三箇村を團結し。各村二名の年行司を置き。每歲一日相集會して。專ら織工の賃錢を一定し。昔時に在りては此組合に入らされは。其業を營むを得さりしも。今や此の遺制廢れて。往々濫造粗製の弊を此組合外に發出するに至れり。文派の種類は長尺三丈を以て段となし。其價金壹圓九拾錢より壹圓廿錢迄（並物）。貳丈五尺を以て壹段となし。七拾錢より五拾錢迄の二種とす。原質の仕入地は。舶來品を堺大阪に。繰綿を堺。大阪。岸和田等の各地に取り。製綿の仕向先は。大阪。堺若くは東京。北國。九州。阿波。西京。大津等の各地方とす。今其安永度以來增減の高を左に揭く。但し明治十年以來の產額。及製造戶數は既に增加すと雖。船來品を用ひ。之を以て品位漸降り。且金位の差あるかため。天保年度の景狀は。今日に見ることを得さるなり（明治十六年七月十日官報第八號）。以上報告書に據れは。文派織の昔日より今日に至れる概略を推知するに足るへし（メムフラチル參看）。

增減表

年曆	織元出機郡名村數	紡績郡名村數	產出高	代價	織元出機戶數
安永年間凡三十年	日根郡一ヶ村	ナシ			織元出機ノ別ナシ一戶
文化年間凡三十年	仝三ヶ村	日根郡五ヶ村	凡拾萬反	三萬圓	織貳拾戶 出四百廿戶
天保年間凡三十三年	仝四ヶ村	仝 仝	拾七萬貳千貳百反	壹萬千貳百八拾圓	織四拾戶 出千戶
慶應年間凡十年	仝 仝	仝九ヶ村	七萬千五百反	三萬五千貳百圓	織三十貳戶 出五百七拾戶
明治十年	仝 仝	仝 仝	廿貳萬五千反	拾五萬七千五百圓	織六十八戶 出千三百二十戶
仝十五年	仝 仝	仝 仝	廿壹萬三千四百反	拾壹萬貳千圓	織六十五戶 出千二百五拾戶

モムブシヤウ　文部省は。學校教育に關する行政を司る官府にして。其始め昌平校及大學。醫學所等は太政官の直管なりしか。明治四年七月十八日。大學を廢して更に文部省を置き。江藤胤雄（通稱新平）を以て大輔となし。制度局の事を兼れしむ。尋て博物館を省中に置けり。爾來十八年大に官制を改革せらる。其大要左の如し。文部大臣は。教育學問に關する事務を管理し。官房に秘書官二人。總務局に書記官七人。參事官は七人を以て定員とし。視學官を置き。官制通則に揭くるもの丶外。左の諸局を置く。」學務局。編輯局。會計局。【學務局】に第一課。第二課。第三課及第四課を置き。其事務を分掌せしむ。第一課に於ては帝國大學に關する事務。第二課に於ては大學分校中學校。及高等女學校に關する事務。第三課に於ては師範學校。小學校。幼稚園及通俗教育に關する事務。第四課に於ては專門學校。其他諸學校。書籍館。博物館。及教育會。學術會等に關する事務を掌る。【編輯局】に第一課。第二課及第三課を置き其事務を分掌せしむ。第一課に於ては教科書の著譯。編述。及校訂に關する事務。第二課に於ては圖書の印刷に關する事務。第三課に於ては教科圖書の撿査に關する事務を掌る。【會計局】は通則に揭くるもの丶外。本省所轄に屬する諸學校等の豫算並決算の事務を掌り。文書課に於ては外國文書翻譯の事及學士會院。音樂取調掛。圖書取調掛。訓盲啞院。教育博覽會。及海外留學生に關する

項を掌らしむ。」爾後屢官等及諸學校の直轄の變更あり。明治三十一年十月。勅令第二百七十九號を以て官制を改め。專門學務局。普通學務局の二とし。學校衞生主事を置く。【專門學務局】は。大學以下專門學校。中學校。美術學校。音樂學校。天文臺。氣象臺。測候所。美術技藝の奬勵。測地委員會。震災豫防調査會。學士會員。學位に關する事項を掌り。【普通學務局】は師範學校。小學校。幼稚園。高等女學校。盲啞學校。教育博物館。通俗教育會。學齡兒童の就學に關する事務を司る。此他文部大臣の機關として有力なるは高等教育會議なりとす。同會議は明治二十九年十二月勅令第三百九十號を以て。外山正一氏大臣たるの日にだて發布せられたる者にして。任命推選の兩種より出て。重要の教育事項を議して諮問に答へ。或は建議するものなりしも外山。尾崎兩氏其職を去るに及び。省内官吏の會議に等しきものとなれり。

モム丼ム　門院。皇嘉門院。安嘉門院。建禮門院などいふは。天子御位につきたまひて。御母を貴びて門院と云ふとを奉らるゝ也。御母の御隱居所を女院と申すなり。たとへば禁裏の建禮門といふ御門の近邊に。女院の御所を立らるゝなれば。建禮門院と云也。此外も推して知るべしと貞丈雜記に見えたり。門院と云ふ號を付けらるゝ事。藤原氏時代に限りたれば。其の數も多くはあらず。群書類從中。女院小傳に總ての名と傳とを揭げたり。

モメムフ　木綿布は。木綿を紡績して織たるものなり。抑この綿種は。類聚國史に延曆年間蠻船三河に漂到せし時。齎らすものにして。當時之を國々に頒種せしむと見えたり。爾來其種子普く全國に及びしが近世綿布の製益す盛にして。中人以下の常服は大抵綿布を用ゆるとはなれり。さて後世木綿布を通して。單に木綿と稱するものは畧語なり。和漢三才圖會云。按布總名而以二木綿一紡レ之爲レ布。今則蠶綿曰レ絹。木綿曰二毛女牟一。麻紵曰レ布。三品自別焉。勢州松坂爲レ上。河州攝州次レ之。參州。尾州。紀州。泉州爲レ中。播州。淡州爲レ下。和訓栞云。もめん。世にもつはら稱するものは棉花布なり。それかなかにかねきんと稱するは西洋布也といへり。まをかは常陸の眞岡より出るをいふなり。室町殿日記に。さつまもめん見えたり。一疋に付壹匁六七分といへり。

【綿糸】日本工業史に云く。我邦の織物中。ことに木綿織物に著き影響を及ぼしたるは洋糸の輸入にして。從來我邦の綿糸は農家の婦女が本業の餘暇を以て手紡する所のものなりしがゆゑに。同じ人によりてつくられたる品も每に細大不齊を免れず。恰も異りたる人によりてつくられたるものゝ如くなりき。然るに洋糸は其質の均一にして其太さを區別するにも番順を以てすることゆゑ。何番の糸と稱すればいづれの國の糸にても其太さにおいては毫も異ることなし。これ啻に品位の均一を得るのみならず。又織工の勞力を減ずるの便益あり。これに加ふるにかの瓦斯燒糸の如き細美の綿糸輸入し來り。我邦の織物俄然舊觀を一變し。更に從來なき所の織物を現出し。大に産額を增進せしめたり。愛知。岐阜の木綿縞。埼玉の二子織。紀州の綿フランネルの如きは。綿布における變化にして。足利の絹綿交織。丹後。桐生の觀光縮緬の如きは絹布に及ぼしゝ影響なりとす。其源因たる皆洋糸輸入によらざるはなし。こゝにおいて從來もてはやされし所の紋羽。眞岡木綿の類は殆ど其地位を失ふことゝなれり(バウセキ參看)。

又貞丈雜記云。中間衆の木綿三十五疋買取。御役舟彥三に上せ申候可有御請取候。さつま木めんは今ほど一疋に付。壹匁六分七厘の賣買にて候。是もさつまにおとらぬ木めんにて候。壹匁三分宛にて候間。其御心得可有之候。十二月二日林甚五郎。岡村忠右衞殿。佐野權助殿。飯尾五右衞門殿。右は天文九年の事也。是より凡百年程はさのみ其の價高下聞えざりしに。寬永の頃の末には。木綿一疋六百文位也。米もそれに隨ひ高くなり。元祿の頃米一石の代銀百目。木綿一疋の代壹貫壹貳百文つゝなり。今又七八拾匁の米價もそれより少宛の高下あり。如此わづかの時代おしうつりてかはり來れる事也。又云。蜷川記にもんめん袴の事あり。馬具寸法記に。もんめんしりがいの事候。木綿と書てもんめんとよむ也。くとむと五音通する故。古はもんめんと云ひし也。藝苑日渉云。本邦之有レ棉。未レ詳レ所レ始。古謂二之筑紫棉一。神護景雲三年。始勅二太宰府一歲貢レ之。迨二延曆十九年一始傳二其種一。筑紫棉。見二萬葉集沙彌滿誓(造觀音寺別當)。詠レ棉和歌一。續日本紀曰。神護景雲三年三月。始勅二太宰府一歲貢レ棉。類聚國史曰。延曆十八年七月。有二蠻船一漂流至二參河一。其人以レ布覆レ背。左肩挂二紺布一。狀似二袈裟一。言語不レ通。使二唐人見一レ之。曰。崑崙人也。後稍習二中國語一。自言天竺人慕レ化請レ留。仍置二之大和國分寺一。常彈二一絃琴一(唐書南蠻驃國傳。驃國貢レ樂。凡曲名十有二。六曰龍首獨吟。驃云二彌思彌一。此一絃而五音備)。其貲物有二棉種一。十九年四月庚辰。頒二紀伊。淡路。讚岐。伊豫。土佐。及太宰府諸州一播種(節文)。中世久絕莫レ有二識レ之者一。迨二永祿。天正之間一。又來レ自二西域一。或曰。文祿中始傳二其種一。白河燕談引二野語述說一曰。永祿。天正之間。始傳二棉種一至レ今僅百有餘年。祖母嘗語曰。十五六歲時在二美濃岐阜一。始著二木棉衣一。當時人珍レ之如二綺綾一。爾後所在多植レ之。然未レ悉二紡績之法一。非レ如二今日之精緻一也。續和漢名數曰。本邦之人古昔不レ能レ衣レ帛者。皆

以二臬麻一爲レ服。寒月重二襲袷衣一。近古綿布雖下自二外國一來上。服レ之者鮮矣。文祿年中始傳二其種一。偏布二于天下一。地無二南北一皆宜レ之。人無二士庶一皆賴レ之。爲レ布爲レ著其利廣矣。至二近世一偏布二海內一。織造之巧不レ減二西布一。農商ク衣二食此一者。幾乎夥二於布帛一。所レ謂不レ蠶而綿。不レ麻而布。其利二益天下一亦大哉。 蓋永祿已前賤者皆服二麻葛一。褚レ之以レ蒲。故俗至レ今呼二棉衣一爲二布子一。褚爲二蒲團一。 蒲團本以二蒲草一爲レ之。今所レ謂蒲團即蒲褥也。○又工藝志料に。天文年間薩摩の織工木綿糸を以て布を織る。是を薩摩木綿布といふ。 本邦に於て木綿布を織ること此に始まる(按するに。當時薩摩木綿と稱する者は。琉球より織出す所の者なるへし)。○慶長年間肥前の織工木綿布。及畔織木綿布を製す。並に長崎木綿布といふ。 既にして豐後。肥後の織工も亦木綿布を織出し。京師の織工も亦これを製し。 且柳條木綿布を織出す。木綿布は寒を禦ぐに甚宜し世人因て木綿布を用ひること漸多し。 從來の布類(楮布。麻布。苧布。葛布。蕡布等皆從來の布なり)。爲めに漸滅す。○寬文五年。德川家綱令して。木綿布の長さを定めしめ。二丈六尺を以て一端と爲す。此の際。河內。紀伊。安房。下野は盛に木綿布を製し。 伊勢。武藏。甲斐。攝津は木綿布及柳條木綿布を織出す。伊勢の木綿布は或は蠶糸を以て緋條と爲す者あり。是を菅柳條といふ。 本邦に於て。木綿布に蠶糸を雜ふること。此に始まる。又豐前の小倉の織工木綿糸を以て一種の好布を製す。これを小倉織といふ(男子の帶或は袴と爲す)。而して後木綿布遂に海內に傳播し。國として之を製せざるはなし。○元文年間。薩摩の織工加須利木綿布を製す(薩摩加須利は琉球にて製す。當時琉球は島津氏これを管領す。因て琉珠にて製する所の者も。稱して薩摩加須利といふ)。既にして筑後の織工も亦これを織出す。又下野の結城の織工は柳條木綿布を製す。薩摩の加須利木綿布。結城の柳條木綿布に殊に佳なり。世人大にこれを稱す。○天保年間。下野の足利の織工柳條木綿布を製す。結城の巧を傳ふるなり 因て亦稱して結城柳條木綿布といふ。而して其のこれを織出すこと結城に幾倍するを知らず。 此の際諸國或は加須利木綿布及柳條木綿布を製すること枚擧すべからず。或は蠶糸を以て柳條を成す者あり。是れを糸入といふ。諸國幷に木綿布を織ること幾月に盛なりといへり。 近來木綿布の需用益〻盛なるに隨ひ。織機の技もまた巧を呈せり。【木綿】和事始云。類聚國史卷百九十九殊俗部に曰。桓武天皇延曆十八年。一人ありて小舟に乘。三河國に漂着す。布を以て脊を覆ひ。犢鼻ありて袴を着せず。 左の肩に紺布の形袈裟に似たるものを着す。年二十ばかりにして。身の長五尺五分。耳の長三寸あり。其餘は言語通せず。何國の人と云事をしらす。大唐の人等是を見て僉曰。崑崙人也。後頗る中國の語を云習て。みづから天竺の人也と云。常に一弦琴を彈じて歌聲哀めり。 其資物を覽るに。實の如きものあり。これを綿種と云。其願によりて川原寺に住しむ。則隨レ身物を賣て家を西廓外路の邊に立。窮人をして休息せしむ。後に遷て近江國國分寺に住す。同十九年四月。流來る崑崙人の持たる實の如き綿種を以て。 紀伊。淡路。阿波。讚岐。伊豫。土佐。太宰府の諸國にこれを植しむ。其法先陽地の沃壤を簡ひ。これをほりて穴を作る事深さ一寸。衆穴相去る事四尺。 則種を洗ひこれを水に漬事一宿して明旦これをうゆ。一穴に四枚なり。 土を以てこれを掩ひ。手を以てこれを出し。旦ことに水をそゝぎてつれに潤澤せしめ。生るを待てこれを芸る。是日本に木綿ある始也。 中世より其種を失しにや絕たりけるを。文祿年中に重て其種を傳て日本に入り。あまねく天下にしけり。 嬉遊笑覽云。木綿攀桂花といふはパンヤなり。時珍は木綿有二草木二種一といへり。其名紛らはしければ典籍便覽などには草綿木綿と分てり。こゝにてはいひなれて木綿にて通ずるなり。パンヤは常に用ひず。和產もなければなり。 こゝには見聞集(三)。 我若き時三浦に六十ばかりの翁ありて語りしは。大永元年の春。武藏國熊谷の市に立しに。西國の者木綿種を持來りて賣買す。是は重寶の物かなと買とりて植つれば生たり。皆人是をみて次の歲また買取て植つれば。四五年の內三浦に木綿多し。三浦木綿と號し諸國に賞翫す。夫よりこのかた關東にて諸人木綿を着ると語る。 然る時は木綿關東に出來初る大永元年より。 當年慶長十九年まで九十四年このかたとしられたりと有れば。文祿年中渡りしといふ說は誤りなり。慶長十九年は文祿元年より僅に二十三年なり。 且三浦氏の記大永元年始て渡りしといふにはあらず。西國の者關東にもて來りしなれば。西國にはそれより先に種そめけむはいつの頃にか。但しその程近きことにては有べし(朝鮮には洪武二十二年大元より種來るよし。東國通鑑に見えたるに。こゝに文祿に渡れりといふはあまりにおくれたり)。 綿うつ具の事。永代藏(五)。朝日の里に川ばたの九介といふ小百姓あり。工夫深きものにて女の綿仕事まだるく。一日に五斤ならではこなれぬ故。もろこし人の仕業を尋ね。唐弓といふものを始て作り出し。世の人に秘して横槌にて打ける(これは貞享五年板行の册子にて。大かた其頃近きとを記せり)とみゆ。 天祿識餘。通鑑梁武帝木棉皂帳。史照釋文云。木棉江南多有レ之。以二春二三月一下レ種。既生須一月三薅。至レ秋生二黃花一結レ實。及二熟時一其皮四裂。其中綻出如レ綿。土人以二鐵鋌一碾二去其核一。取二如レ綿者一以レ竹爲二小弓一。長尺四五寸許。 牽レ弦以彈レ綿。 令二其匀細卷爲

レ筒。就レ車紡レ之。自然抽レ緒如二繰レ絲狀一。織以爲レ布。按此即今之棉花也云々。而以解二木綿一則非也。其曰三竹爲二小弓一。長尺四五寸。今之制二棉花弓一。長五六尺以二羊腸一爲レ弦。彈之聲如二晴雷一。邱文莊謂綿花。元始入二中國一。殆未レ考。史照之說也。もろこしにも始めは弓の製小さかりしとさもあるべきなり。見聞集又云。愚老若き頃諸人の袴もめんなり。今の時代は麻なり。扨又この頃絹のうら付袴はやりぬ。按るに。豹文記作者は。天文永祿の頃の人也。其書にもめん袴の事。人中へ着候事。不可有之候。當時は袴川候本になき事にて候。又云裏付たる肩衣の事らうぜきなる義に候。人前へ着候事ゆめ〳〵不可有之候と有。うら付上下をうら打の直垂の準據なりといへるは後の押あてなり。又た云安房國と相模は年久しく弓箭をとり。終に和平の義なし。天正十八年七月。小田原沒落已後天下一統となる。我房州へ行たりけるにもめん布を。みせ棚につみかされ置たり。これをかはんと取てみれば横狹く堅長し。是は見始め何と裁縫と問へば。脇入して縫ふといふをみれば。實にも房州一國の人みなわき入して着たり。是等の事專なき義なれども。近き頃世上に移り替る事。今の若き衆しらざる故記し侍ると。笑覽又云法令綿は。安齋隨筆に京都吳服屋菱屋新兵衛云ふ。木綿を京都にてはもめんわたとも。又唐わたともいふ。法令は大和國奈良の地名なり。此地にて作る木綿を多く江戸へ出す。然るに勢州其外の國にて作るをも皆法令綿とよび習はせりといへり。はたつもりといふ木を令法といふ。それを法令と書は誤りなり。此木を畿內。美濃。尾張等にてリヤウブと呼ふ。令法はこの假字なり。遠州などには訛りてキヤウブと呼ふ。此木漢名は山茶科といふとなむ。又寶曆雜錄に。寶曆九年の初冬。江戸より攝河泉の代官へ木綿の種を少々宛下され。綿を作る百姓共へわりつけ。來年月々に一粒つゝ種を蒔て試みうへとのことを也。その種朝貌の種の如し。肥には牛の糞を用るよし。此綿生茂るときは高さ壹丈餘にて。綿のふくを大きなる手に一つかみはとふき。梯子にて綿を取納るよしなり。阿關陀木綿のことを農業全書に見えたり。又洋々社談載する所の榊原芳野氏の說に。智囊に家光公御代俄に御朱印押候事有レ之砌。惣て御朱印を押候には紙の下に木綿わたを鋪物し申されは印肉付にくし。然共俄に木綿わた無レ之故町へ可二申遣一處に。松平伊豆守被レ聞レ之て申は。御納戸に長崎より來り候御道具詰たるにもんめん綿可レ有。是を取出候樣に有レ之て。則たくさんに持來是を敷御朱印を押候へは殘所なしといへるは。當中にて急進求かねたるなれと。長崎の品より取出たるを見れば。多くは西國にて植作り市中にも出したるにて。其後程なく今の如く蕃殖せし者なるへし」と見えたり。

【大阪木綿商】明治十八年二月二十六日官報に曰く。大阪に於て木綿織物の問屋を以て業とするものは。從來江戸組及諸國組の二種あり。其の江戸組と稱する者は。菱垣回船問屋を以て。貨物を江戸に積回する者を謂ひ。諸國組と稱するものは。江戸を除きたる他の地方一般と取引するものを謂ふ。此の諸國組は人員最多し。故に組合を分ちて六種となす。即ち油町組。堺筋組。東筋組。北組。上町組。天滿組等是なり。江戸組は古來拾戸ありて增減なく。其の株は賣買あれとも。仲間入は甚嚴格なり。諸國組は人員に制限なく。仲間入も隨ひて輕便にして。唯仲間の費用を要するのみ。都て仲間の出入及改名若くは株式讓渡等は。本人自市廳に出頭し。兼れて納付する所の仲間株帳を改むるものとす。死沒及代替等も亦然り。問屋荷主は何れも從來の信認を以て取引をなし。其の代價の如きは勘定を一時に爲さすして。順次に仕拂ひ。荷主は懸念なく其の貨物を問屋に送附し。之を送荷と謂ふ。又問屋にては別に入用の荷物を注文するときは其の旨を書狀に記し。店用印を捺して送附す。之を注文品と稱す。但し此の注文品には前金或は內金を以て荷主に渡すもあり。諸の荷主より貨物を送附するや。問屋は之を送狀に勘査領收し。船頭の攜來る所の判取帳に就きて受取印を捺し。而して返附するものとす。仕切の日は或は荷主自ら來りて。問屋と談判するものあれとも。多くは荷主の意を受け。船頭にて其價格を定め。對談するを以て例とす。又荷主より送附の貨物は其の送荷及注文品等を論せす。問屋の庭受取(問屋の庭にて受取渡しをなすを謂ふ)にして。運送一切の請負は勿論。海上の難破船等に至る迄。其の責は荷主の受持つ所とす。

モヽチドリ

百千鳥。中島廣足が橿園隨筆に云。古今集なる三鳥の事(袖中抄云。もゝちとりは百千の鳥をいふなり。百千鳥とかけり。もろ〳〵の鳥といふへし。鶯の名とかけるふみもあまたあれと。いかゞとおぼゆ云々。」廣足云。此說まことにあたれり。古學者の說もこれに同し。そは古今餘材抄。古今打聽などに詳なり。閑田耕筆。年々隨筆なとにもいへるを開き見るへし。萬葉十六「吾門之榎實毛利喫百千鳥。千鳥者雖レ來君曾不二來坐一(之に並べて「吾門に千鳥あはなく。おきよおきよ我がひとよづま人に知らるな」とある歌の千鳥も。多くの鳥をいへるなり。又五の卷に「梅花今盛なり。百とりの聲のこほしき春きたるらし」。十七の卷。朝がりに五百つとりたて。夕がりに千とりふみたて云々などあるも。皆同し)。古今。春「百千鳥さへづる春は物每に。改まれどもわれそふり行」。六

帖。貫之集「百千鳥こづたひちらす櫻花。いつれの春か來つゝ見ざらん」。同集「みやまには時もさだめず百千鳥。珍しげなく鳴わたるかな」。同「百千鳥なくときはあれど君をのみ。こふる心は色もさだめず」。後拾遺(春下)「聲たえずさへづれ野べの百千鳥。殘り少き春にやはあらぬ」。榮花(つぼみ花)「日のけしきうらゝかに。光さやけく見え。百千鳥さへづりまさり云々。谷のうぐひすも行末遙なる聲に聞えて。耳とまり云々」(かく百千鳥と鶯と二ッに分ていへる文にて。鶯ならぬをのいちじるし)。源氏(上)。若菜「あさ朗のたゞならぬ寒に。もゝちどりの聲もいとうらゝかなり。花は皆散すぎて。なごりかすめる梢の淺緑なる木立云々。同御法「百千鳥のさへづるも笛のねに劣らぬ心地して云々(これら皆百千鳥の心ばへにて書ける文也)。逍遙院殿の御歌に「百千鳥さへづる中にあらたまの。年のはつ音は鶯の聲」(こは後世乍ら全く鶯ならぬ事をよく明めて。其證によみ出給へる御歌なるへし)。和泉式部集。水のほとりに千鳥のたゞ一つたてるを見て「ともをなみ。かはせにのみぞ立ゐける。もゝちとりとは誰かいひけん」(こはまことの鵆をよめるにて。おほくむれゐるを百千鳥といへるなり)。千五百番歌合「百千鳥たが袖ふれし故郷の。軒ばの梅の香をしたふらん」。拾遺愚草「百千鳥なくや更衣つく／＼と。木の芽はるさめ降り暮しつゝ」。同「百ちとり囀る春の數々に。いく世の花のみもふりぬらむ」。同「もゝちとりこつたふ竹のよのほとも。共にふみゝし節ぞ嬉しき」。拾遺員外「もゝちとり囀る春もふりはてゝ。我宿ならぬ花をやはみる」(これらは古今の歌によりて詠れたりげなれば。こともなけれど。木傳ふ竹などあるは。鶯の事とや心得られたりけむ)。壬二集「百ちとり囀る竹の枝ごとに。さかゆる節もしげき宿かな」。同「あらたまの年もわか木の梅かえに。囀初るもゝちとりかな」(これらは鶯と心得られたるにやあらん)。拾遺「わが友とたのむ籬の竹のうちに。嬉しく來鳴もゝち鳥かな」(こは鶯とおもへる事。下の歌にてしるへし)。同。鶯といふ題にて「千とせふる千歳の松の枝にゐて。百色となく百ちどりかな」。續古今。鶯の歌の中に「もゝちどりけさこそ來鳴けさゝ竹の。大宮人に初音またれて」。などあるを。つぎ／＼讀渡し見れば。百千鳥を鶯とおもひ誤まりしは。後鳥羽。土御門天皇の御世の頃よりにてぞありけむ(上に舉たる實隆公の御歌は。さばかり後世にして。鶯ならぬ事を明め知りてよみ給へるは。いと／＼珍しき事になむ)。序に云。月詣集。曉時雨といふこゝろを。紀康宗「曉のねざめに通ふ時雨こそ。もゝちの人の袖ぬらしけれ」。滑臣此歌を註して云。續紀の歌に。もゝちまり十の翁とよみ。堀百除夜に「みつ百ち六十盡きぬる」などゝ詠る百ちのちは共につと云に同じく。助辭にて。たゞ百の義なり。こゝのもゝちは百千鳥に同しく。數をかきりたるにあらぬ百千の義にて。あまたと云心なり」。廣足按に。此歌は千載集にいでゝ。四の句「もらでも人の袖ぬらしけれ」とあり。こは滑臣校合のいたらざりし誤なり。千載の方よく聞えて尤よろしきなり。

モゝムグウ

摸々具和。近代世事談に毛美無佐々美といふ獸。一名晩鳥又野衾といふ。大さ毛色鼬鼠(いたち)にひとしく肉翅にして爪あり。これを張れば翼となり。收むれば足のことゝ。蝙蝠に似たり。面長く鬚あり。尾七八寸ばかり。よく果實を喰ふ。手を以てこれを握る鼠のことし。晝は深山にかくれて夜出る。夜行の人の炬松を滅てこれを消しその烟火をふく。よつて妖怪なりと人之をおそる。本草にいふ所の鼯鼠也。土人これを呼んでもゝんぐわと號す。小兒を怖すのことはこれよりはしまる。

モヤウ

紋樣は。布其他の物品の文に現はしたる文なり。俗に模樣と書す。古は文と云へり。布帛の文に染紋樣と織紋樣とあり。絹布等を染め出したる種々の模樣等。貞丈雜記に云。【茶屋染】の事。昔のあし手模樣なり。例へば「我見ても久しくなりぬ。住吉の。岸の姫松幾世經ぬらん」と云歌を歌繪になせば。我見ても久しくなりぬと云字を縫て。住吉の社のていを畫き染。岸の姫松と云字を縫て。松を畫き染るなるべし。茶屋辻とて。間々にかのこを入て。畫き染たるもあり。ともにあしてもやうなるべしとあり。また近來江都地方にて。流行したる染色模樣の事。武江年表に見たり。元文五年條に。【石疊】の染模樣はやる。市松形といふ。歌舞伎役者佐野川市松好みて着したるなり。寶暦十三年。婦女の衣類丁子茶の色を好み。明和八年。三井親和が篆書行はれしより。【親和染】とて。篆字のかすれたる形を染物とする事行る。又た婦女の衣類。表は無地にして裏に模樣を付ることはやる。又た寛政十二年。【堆朱染】衣類行はる。文化十四年。狂言袴の模樣。遠州純子の模樣。又た【伊豫染】といふ染物はやる(伊豫染とは。いよ簾に比したる名なるべし)。天保十四年。横縞の染物はやる。弘化四年。革色といふ染色。【石垣しぼり】といふ染模樣はやる」といへり。【目結】とは形 ⊡ 如此目の形の如く也。是をいくらもちらし。又はならべて染る也。是を染るには。絹をつまみあげ。糸にて結て。染て後糸をとけば。糸のあたりたる所は白く成て。右の如く目の様になる故。目結と云也。右の目結の染物。白星まだらにありて。鹿の子の毛皮に似たる故【かのこ】とも云也。かのこは鹿の子也。又佐々木氏の家の紋をよつめゆひと云も。右の目ゆひを四ッ竝へたる故。四ッ目結と

云也。目結。鹿子。一物に非す。伊勢貞順豹文書に二品に見えたり。目結（俗に也の子と云形の如くなるをならへて染たる也。總躰に染る也。今の行義あられの如し）。鹿子（俗に云かのこの如くして。所々にちら〳〵染めたるなり。たとへばつゞか花の如し）。共にくゝし染なれとも。此差別あり（今案するに。武江年表元祿十五年の條に。小太夫鹿の子染物流行とあり）。又しげめゆひとは滋目結と書く也。目結をしげく染たるを云也。滋目結の鐶直垂なとゝ云は此事也。【菱の文之事】羽倉考に綾文の事あり。曰く。裝束に此文多きは。蓋し角ある文は織やすくして。初めて綾を織出せる時。此形を用ひ世々之に從へるならん歟。當時和漢共に織ところの絲紬綾子（サヤリンズ）も大畧は菱形なり。仍て綾の字は菱に從ふが如くにも思はるれとも。綾の傍は諧聲なる由字書に數多見えたり。之を會意と云んも鑿ならん歟。一説に菱は邪氣を避る物なる故に用ふと云り。然れともいまだ其證と爲べき文を見及ばず。【大神宮の神寶に有二菱形一之事】。菱は水中の物なれば火災を防ぐ意なるべし。當時神璽。寶劔を居臺も菱形なりと云り。又異朝にも天井に菱花の圖を畫く事ありと聞傳へたり。總じて居處器財等には水に因む物を圖し刻み。又は名づくる事多し。假令へは荒海昆明池を障子に畫き。天井凫居と名を稱する類。皆火を避る義なり。又鏡に菱形と云ふは魏の武帝の菱花鏡より起る。是は菱花と鏡と形狀光影相似たるを以て。菱花の形を模す。菱實の形には非ず。【花菱の文之事】。是は風流のみなるべし。菱形は質樸にして目を悦ばしめざる故。花を以て菱の形を摸せるなるへし。强いて義を捜らんは鑿なり。【藤丸の文之事】又云く。是亦中古以後の事なれば。藤氏より出たるなるべし。中古以來月卿大畧藤氏なれば。其姓の名に依て藤の丸を用ひ。其後其多きに從ふて。諸氏混じて用ふると見えたり」とあり。【裝束の文】種々あり。竹鳳。龍の丸。立沸雲。葵。藤丸。雲鶴。雨龍。小葵。唐草。輪無。欅。藻の花（一名花がつみ）。龍膽。杏葉。蝶の丸。窠の中に唐草の花。龜甲つなぎ。鳥だすき。尾長鳥。竹の丸。三重だすき。獅子。熊丸。牡丹など上世よりの品なり。稍々後に至て。紗綾形。幸菱。三階菱つなぎ。青海波（マキヱを見よ）。觀世水。藻の丸。七寶つなぎ。分銅つなぎ。雷紋。小櫻。菖蒲等は布帛のみならず。他の物品にも付くるなり。【摺衣】モヂズリの條にも出したれど。摺りたる紋樣は貴かりしと見え。延喜の彈正式に。之を染め摺り成したる衣袴は著用するを得す。但公事に緣りて著する所。竝に婦女の衣裙は禁限にあらずとあり。法曹至要抄に云く。案ずるに。御馬乘。鷹飼。舞人等の臨時に摺文を聽さるゝ外。男女を論ぜず。先づ破却に從ひ。笞四十に决すべし。但は女は二十に决すべきも。勘發を加へて放免すとあり。【繁文。遠文。堅文。浮文】密に付けたるを繁文と云ひ。疎らなるを遠文と云ふ。貞丈雜記に云く。綾の文を糸を沈めて固く織たるを堅文と云。糸を浮めて織たるを浮文と云ふ。浮線綾とは綾の名なり。織紋の線をうかべて織たる綾なり。浮線綾の丸と云ふ紋は此の綾に多くは此紋を織る故。此の紋をさして浮せん綾の丸と云ひ習はしたるなり。古は此の紋のみにも限らず。外の紋をも織りしなり。【蠻繪。丸。箱形】何の丸と云ふは丸く畫きたるなり。蠻繪と云ふは虎。獅子などの丸なり。箱形と云ふは四角に畫きたるなり。萩の箱形。梅の箱形などあり。嬉遊笑覽に云く。蠻繪は丸づくしなり。但し盤繪の訛れるにて。繪を丸くして書きたる紋樣なりと云ふは誤まりなり。蠻國の樂と共に舞樂の衣裝に傳へし故なりと云へり。【丸盡し】慶安より萬治。寬文の頃流行る。足利氏の頃の能衣裝にありしが再興したるなり。【かまわぬ】。【渦卷】元祿の頃流行る。大形の紋樣はこの頃種々流行したり。今も【首拔き】と唱へ。祭禮の節など。揃ひの浴衣に用らるゝ紋樣あり。當時よりの遺風なり。稍々小きを【中形】と云ひ。極めて小きを【小紋】と云ふ。その外霰しぼり。豆絞り。小豆絞り。算盤絞り。鹿子。反古染。麻の葉。蝶に千鳥。雪輪。扇面形など種々あり。幽禪染及ひ浴衣地にありては。意匠の新らしきを競ひ。浪に千鳥。柳に蹴鞠。雨に燕。瞿麥に瓦。楓に火焰大鼓など。其の數列擧しがたし。猶アヤ參看すへし。

モリズナ 盛砂は。儀式の時門戶に砂を盛ることにて。維新前まで行はれたる禮なり。貞丈雜記にいふ。立砂と云は車よせの前の兩方に砂を高く丸くつきあげ置なり。形あみ笠の如く下廣にするなり。高さは緣の高さ程にするなり。是をつく事は車のくび木。こしのながえなどを。かりにもたせ置くべき爲のまうけなりと申傳たり。條々聞書云。正月其外きと忘たる時は。必妻戶の間より出入候。左樣の時は立砂を兩方に置候。沓ぬきより間半（マナカ）斗さき也。あまだれのかゝらぬ程なるべし。妻戶の兩の柱の通りなるべし。大さは其家の位により大小あり。的の數つかより大に候。河原者くはしく知るへしとあり。維新前まで。貴賓の來臨には。必ず之をなしたるが。今は此の事なし。唯ゝ正月の間。松飾の根方に砂を盛ることあり。同じ原因より出てたるなるべし。元は鹽を門戶に盛り若くは撒くと同じく。不淨を攘ふの意より來れるなるべし。

ヤ之部

ヤ　箭は。神代よりあり來しものにて。古事記(天若日子の段)に。天之麻迦古弓。天之波矢々。天之波士弓。天之加久矢。とならべ出せり。波々矢といふは。羽の狀をいふにて。矢の形狀より稱する名。加久矢といふは。鹿兒を射るよしにて。矢の用よりいふ名にて元一つ物なるよし。本居氏いへり。や(矢)と名くる義は。和訓栞に射發つときの音より名くる成べし。又羽の轉語にや。倭名抄云。箭釋名云。笶(夜)。其體曰レ簳(夜賀良)。其旁曰レ羽。其足曰レ鏑。或謂二之鏃一(訓二夜佐岐一俗云二夜之利一)とあり。先づ箭の名稱に關る大概を揭ぐべし。

ケラクビ　ホシハヤ　惣名矢篠又云簳　竹中節　沓卷　根多卷　巻日ヲ筈卷下六　一寸消節　露承節

【征矢】軍器考云。征箭の事。征戰の時用ふる所なれば。かくはなつけたる也。倭名鈔には。唐式を引て。諸府衞士。人別に弓一張。彈箭三十隻と。しるしたれど。本朝の令には(軍防令)征箭五十隻胡籙一具。自ら備ふべしと見えたり。さらば。本朝のいにしへは。五十筋を以て一腰としたる也。後代の制には異なるにや。後代に及びて。箙羽壺等にさしぬる數は。詳に下に見えたり。石打征箭。古の時は。大將軍の具足たりき。されば齋藤別當實盛が北國に向ひし時。此物と。錦の直垂とを。內府宗盛に望み申せしなど源平盛衰記にも見えたり。又切符。中黑なども。よのつねの人は用ふべからざる由。古への人は申しき。蒐のことも。節隱塗りたるを本とする也と。中原高忠が聞書には見えたり。されど塗蒐白蒐なとも。古物語共には見えたり。たゞしそれらは。略儀たりけんもしらず。」征矢は軍陣の矢也。敵を征罸する矢なる故。征矢と書く也。是は誰も知りたる事也。征矢と書てそやといふわけは。知る人なし。貞丈按するに。そやと云名はそびら矢と云を畧してそやと云なるべし。そびらは背の事なり。征矢をは箙にさして背に負ふ物なれは也。日本紀神代卷に。大日孁尊(天照大神の御事也)。背に千箭の靫と。五百箭の靫を負ひたまひし事見えたり。靫とは箙の類なり。神代より征矢をは背に負ふ物也。背矢と書てそびらやとよむ也。そびらやを畧してそやといふなるべし。又背矢と書てせやとよむ。せとそ五音通するゆゑ。そやといふ是も前と同意なり。」四季草云。石打の征矢とは。大鳥の(大鳥は大鷲なり。尾十四枚あり。小鳥は小鷲なり。尾十二枚あり)。石打の羽にてはきたる征矢をいふなり。是は大將軍の用ふる矢なり。されば齋藤別當實盛が。北國に向ひし時に。錦の直垂に。石打の征矢とを內府宗盛に望みし事。源平盛衰紀に見えたり。石打の羽とは尾の最下に重りたる羽なり。或說に石打を稱美する事は。羽の性つよきゆゑなりといへり。是あやまりなり。石打にかぎりて性つよき事なし。いし打と云名は。敵をいしく打といふ事に取なして。其名詮を稱美するなり。いしくといふは。うまくといふ事なり。熟の字なり。【野箭】軍器考云。野箭といふ物。古に聞えし獵箭の遺制とぞ覺ゆる。たゞし。日本書紀には。獵箭としるして。志々夜とはよみたり。此物野矢となづけいふ事は。いづれの比にや始りぬらむ。壒囊抄の中に。征矢などしるしたるは。しかるべからず。又ある人の野箭とは。すなはち征矢をいふ也といひしは。もつとも誤れる事にぞあるべき。保元物語の異本に(半井通仙院家藏の本也)。鎭西八郞の大矢の事。しるしたりけることばに。征矢をも能き羽にては。はがさりけり。まして野矢は。晴れのあらばこそ。能羽にてもはがめ。夜晝朝夕の狩なれば。昨日はいだるは。今日の狩に射損す。今日はぐ矢は。明日の狩の料。常の狩なれば。鏑も羽もこらへざりければ。鷄羽も鳥羽も。はき附〳〵はぎし由。しるせしは。野箭すなはち獵箭にて。征矢にはあらぬ證なるべし。これのみにもあらず。東鑑の中にも。建久三年十一月鎌倉殿入洛の日。先陣後陣の隨兵等は。各々胄に腹卷したる張替持一騎。上髮に征矢負たる小舍人童一人つゝなぐし。水干着の人々は。皆々野箭を負ふ。又元久元年二月實朝將軍由比濱に出給ひて。遠笠懸のありし日。供奉の輩。水干を着て。或は野箭。或は征箭負ひしなど見えたり。野箭。征箭同じからましかば。かくは分ちしるすべしやは。又同記に。かの建久三年上洛の料に。佐々木三郞盛綱。野箭一腰はぎて進らす。鷲の白尾を以。無文染羽とせしを。樺はきにして藤の口卷す。又青鷺の羽を以て表箭としき。これ鎌倉殿の曩祖將軍。天治年中。奧州の凶賊を征伐せられし後。歸洛の日。用ひられたる式也とぞしるせる。古の野箭の式。其大略を想見つべし。凡は其時によりて。野矢負ふ事。故實ある事也。此事武家の故實のみにもあらず。明月記建仁二年十一月九日の條にも。其夜の失火に。弓箭を帶する事。頗古儀に似たり。帶レ之輩野矢たるべけれど。忽其物なきによりて狩胡籙を帶ぶなどいふ事見えたり。」また貞丈雜記に。【野矢】は鹿狩に射る矢也。是も征矢のごとくなれとも麁相にこしらへ。羽なとも何羽にてもあるにまかせてはぎ。野山

にて狩の時射る矢なる故。野矢と云。野矢は鹿箙(一名は狩箙)にさす矢也。東鑑卷三十二に云。京兆被レ獻二野矢行縢等一。又同卷嘉禎四年二月七日。將軍賴經兵入洛行列之中。次御乘替二人とありて。其下の註に。童野箭候二御輿右一。童野箭候二御輿左一。又同卷十一に。のや一こしとあり。又同卷二十二に。將軍御出隨兵候二先陣一。六位十二人(著二水干一負二野矢一)在二御輿前一。同卷二十七義村獻二御引出物一。其中御野矢弓とあり。野矢は行列の時にも負ひ。引出物にも獻する也。同卷三十四に。仁治二年十一月四日。爲二武藏野水田開發御方違一。渡二御于秋田城介義景鶴見別庄一(中畧)。宿老帶二野矢一。若翟爲二征矢一云々。征矢は逆頬箙。黑塗箙に盛り。野矢は狩箙(一名鹿箙と云)に盛りて負しなるへし。箙も野矢と征矢と差別ある事也。又東鑑卷四十云。前後供奉人皆着二直垂一。帶二弓箭一。而歲四十以後人々皆負二征矢一。四十未滿之輩帶二野箭一云云。【的矢】軍器考云。的矢といふ名。久しく聞え侍り。古はいかにやいひけむ。近代には。伊太都伎とて。薄鐵をもて。箆の先をつゝむ。古に聞えし伊太都伎の制には。かゝる物は見えず。又角木。木鉾などいふ者あり。是は古の角細伊太都伎。木伊太都伎などいふものゝ遺制なるべし。或人のいひしは。角木といふ物はもろこしの骲箭といふ物也とぞ。此說は誤れるに似たり。宋の蒼梧王と申せし天子は。御ふるまひ。よからぬ事ども多かりけり。蕭道成と。いひし大臣の腹に繪かきて的となし。骲箭をもて。これを射給ふに。其臍に中りしかば。大によろこばせ給ひしといふ事あり。此の蕭道成と聞えしは。後に齊の高祖皇帝と申せし御事也。其註に。骲箭は。骨鏃の人を傷事あたはざる物とこそあれ。今の角木ならんには。いかでその御命おはしますべき。骨にて作れるを骲箭と云ぞと心得其制を詳にせざるによりて。かくは誤れるなるべし。」貞丈雜記に。矢二すぢを一手と云事は。的矢にかぎりたる事也。外の矢をば一手二手とはいふまじき也。一つ二つ一すぢ二すぢと云べし。但一手四日一手神頭などとは。一手こしらへたるなれば。一手といふべし。」四季草云。高忠聞書に云【的矢の拵樣】(中略)。節筈たるべし。節を削るべし。又云鏑。のから(中略)。筈は節筈なり云々と。如此なれば。的矢の筈も。鏑矢の筈も。差別なき樣なれども。的矢の筈は節を削るべしとあり。鏑の筈は節を削らず。皮をも削殘すなり。是れをぬた筈といひ習はせども。是本の節筈なり。的矢は節を削るゆゑ節ありとて見えれば。是をけづり筈と云べし。岡本記に。的矢の筈を削筈と申人もありと見えたり。然れば鏑の筈は節筈と云べし。的矢の筈は削筈といふべし。角の筈はぬた筈と云ふべし。竹の皮を削殘すをぬた筈といふは。甘心せざる事なりとあり。【鏑矢】古事記(根堅洲國の段)に。鳴鏑射二入大野一之事とあり。記傳云。鳴鏑。書紀などの訓に那流訶夫艮(ナルカブラ)とあれども。字鏡に。鏑。奈利加夫艮(ナリカブラ)とあるに依て訓べし。名義は鳴神夫理矢(ナリカミブリヤ)なり。天智紀に。有二細響一如二鳴鏑一とある如く。射れば空を鳴行が雷に似たればなり(蔓菁根の形の名と云はひがことなり。そは返て此鏑に似たるから。彼根をも加夫艮とはいふなり)。さて此矢記中に往々見えたり。古もはら用ひし物と見ゆ。書紀に八目鳴鏑と云もあり(八目とは其鏃に竅のいくつもあるをいふ)。和名抄に。日本紀私記云。【八目鏑】夜豆女加布艮とあり(雷をたゞ神ともいへば。鳴鏑をも加夫艮とのみも云べし。又は後に鳴を畧て加夫艮とのみも云か。加夫艮をもとにて。其中に鳴を分て鳴鏑と云には非じ)。貞丈雜記に。八目鏑矢と云事。日本紀神代卷に見えたり。此八目鏑矢は鏑矢に目を八ッあけたる事なりと云説あり。非なるべし。神道の書には數多き事をば皆八(ヤ)と云なり。八百万神(ヤチヨロヅノ)。大八洲(オホヤシマ)。八重垣(ヤヘガキ)。八雲立(ヤクモタツ)。八千代(ヤチヨ)。八岐(ヤマタ)大蛇(オロチ)。八十氏人(ヤソウヂビト)。八尋鰐(ヤヒロワニ)などの類皆數多き事を八(ヤ)と云なり。かぞへて八ッにかぎるにあらず。八の數は始の一と終の十を除けば八ッなり。始もなく終もなく窮りなき心にて。數限りなく多き事を神道の詞には八と云なり。八目鏑も目の數かぞへて八ッあるにあらず。鏑に目を多くあけたる事をいはんとて。八ッ目といひたるなりとあり。名物考。太古の神代に天孫降臨の時。諸部の神たち天梔弓天羽々矢をとり。八目の鳴鏑を副持て。供奉ありし事。我朝の物に見えし始なり。日本紀私記。八目鏑日本犯纂疏。八目者鏑有二八竅一。南都東大寺の正念院の什物に。聖武天皇の御箭と云。鏑矢二本あり。其製近世の物に異なり。鏑の目八と六とさゝれたり。袖興云八目有鏑を八目鏑と云は勿論。乍去貞丈先生の說の如く。都て神道の書にて數多きを八ッと云は貞丈先生の說可レ然云々。萬葉九(九丁)に。響矢ともよめり(此響矢を今本の訓には。加夫艮とあり。袖中抄には那流夜とあり。さて鏑字はたゞなべての鏃のことにて。分て加夫艮と訓べき義は見えず。こは漢籍に鳴鏑と云物。此方の那理加夫艮に似たる故に。此字を當たるなれば。鏑一字を訓るゝ鳴鏑よりうつれるなり。史記匈奴傳云。冒頓乃作二爲鳴鏑一。註韋昭曰。矢鏑飛則鳴。)。軍器考云。天孫此國に降りませし時。諸部の神。天梔弓。天羽々矢をとり。八目鳴鏑を副持られしといふ事。此物の見えし始なるよし申せど。此國にして。大巳貴神須世理媛をよばせ給ひし時。大野の中に射入れし鳴鏑を。取得給ひしといふ事。舊事記に見えたるは。天孫のいまだ降らせ給はぬさきの事にそ有りける。後成恩寺殿御說に。八目とは鏑に八竅あり。漢書にいはゆる冒頓が作れる鳴鏑是也としるされたり(纂疏)。是は。もろこし

にて、漢の比、北の狄冐頓單于といひしが。父をころさむとて。たくみ出せしより始れりといふ說を引れしかど。莊子の中に。嚆矢といふ物見えし。其註に。矢の鳴るもの。俗に響箭といふよし見えたり。さらば彼國にても。此の物既に周の代に見えたり。我國にて。これを加布良となづけし事はいかなるいはれにや。いまだ所見あらず。但し矢頭といふ物は。神代より始れる物なれば。凡は矢の始にて。神頭などもかく也。其の矢頭をば米加布良とて海に生ふる藻の根にて作れるが。本式にてはある也。むかし神代の時。櫛玉八の神。海藻の柄を鎌にして燧臼とし。海蓴（ウミヌナワ）の柄を燧杵として。火を鑚出せりといふ事もあれば（舊事本紀）。此物ももとは米加布良にて作り出せる物なりしによりて。かくはなづけしにや。又平家物語には。蕪とも記したれば。其形の蕪菁根に似たればとて。かくなづけたるらむもしらず。是の八目といふ事は。或人の說に。八は木の成數にて。卦において震也。雷也。雷は。動いて音を發す。かぶらは木にて音を發する物なれば。其穴を開く事も。又八の數用ふると見えたり（神代抄に）。又其說に音とは。其の文字。立の字に从ひ。日の字に从ふ。立の字は六一に从ふ。一六は。水の數也。陰也。日は大陽の精也。陽也などいへり。此等の說。うけ傳ふる所こそあらめ。信じがたき事なり。天神地神かゝる深き義をもて。各此の物つくり出し給へるもいぶかし。但し天神の副持られしは。八目鳴鏑と見えたり。地神の取得給ひしは。たゞ鳴鏑とのみあれば。其目の數はしられず。おもふに此物作出されし始。たゞ其鳴ことあらんがために。其竅をば開かれたりけめ。八ツといふ事は。凡は神代に用給へる數なれば。かくはいひけるなるべし。今も鳴鏑に目をさす事。二ツも。三ツも。四ツも。五ツも。さす。定まれる數あるにもあらず。鎭西八郞爲朝の鳴鏑には。目九つさゝれし事も。保元物語には見えたりき。殊には又音といふ事は。陰陽を合せし義也などいふ說は。あやまれる事にや。於登といふ詞は。我國の語也。音といふ字は。秦漢の隷書也。今の楷字は。應神天皇の御代に。百濟より經典など獻らせし時にこそ。此國には傳へたれ。人皇十六代の朝廷に。始て傳へたらん文字を。八十萬歲のさきに。天地の神のしろしめされて。其字の義によりて。此物作り出させ給ひしといふ事やあるべき。又說文を考ふるに。音の字。立の字に从へるにもあらず。又日の字に从へるにもあらず。凡そ我國の俗。古より言傳へし所。かゝる事とも多し。能々心得べき事なり。古の鳴鏑の。今も世に遺れる物とも。見るに及びし所は。天王寺寶藏にある所の。上宮太子の鳴鏑矢一筋。法隆寺寶藏にある所の上宮太子の鳴鏑矢一筋。東大寺正倉院にある所の。聖武天皇の御鳴鏑矢二筋あり。其形。おの〳〵近世の制には同しからず。上宮太子の矢には。目六ツと。七ツとさゝれたり。聖武天皇の御矢には。其目八ツと。六ツとさゝれたるなり。大安寺の神寶。神功皇后の御矢と云物に。其の形は鳴鏑の如くにして。目さゝぬを角にて作られし一筋ありき。世に相傳ふる所。此の物の制。羽はぐにも。箆こしらへむにも。各故實ありと云ふなり。此矢を以て上さしにする事は。彼踏部の神の。天羽々矢を副持られし。遺る俗とこそ見えたれ。又【神通鳴鏑矢】といふ物あり。よのつれの物とは。少く異なる也。此物の名。ふるき草紙などには見えたれど（田村草紙などいふ物の類）。しかるべき物に見えざるにや。いかにうけ傳ふる所もある事にや。また流鏑馬の時に用ふる物は。よのつれの木には異なるべし。奴多米鳴鏑といふは。鹿角にて作り。三方に。ぬたを殘す。目二つを本とすといふ。讃岐國屋島にて。那須與一宗高が扇射たりし。矢。此物なり（平家物語に見えし所也。盛衰記には。ぬための由は見えず）。今も其子孫の家には傳へられけめ。文字は。滑田目など。かくにや。正しき文字はあらざるにこそ。これを作らむやうは。故實あるべし（後に順の倭名抄を考ふるに。唐韻を引きて。鏉。角上波皮也和名沼太と見えたり。さらば鈔目鏑とかくべきにや）とあり。四季艸に云。神頭の事。雁俣は陰にして鬼頭と號し。鏑は陽にして神頭といふ。是鬼神の隱語なりといふ說あり。用ふる事なかれ。雁俣をば何によりて陰とし。鏑をば何によりて陽とするにや。かやうのものに陰陽五行の理などは入らさる事なり。又鏑を以て神頭とする事もあやまりなり。かぶらと神頭と一物にはあらず。鬼頭といふ名曾てなきことなり。又た一說に。神頭は。神代よりあるゆゑ。神頭といふといへり。是又用ふる事なかれ。神代には八目の鳴鏑あり。日本紀にも見えたり。神頭といふもの神代に有しと。正史實錄に曾て見えず。按ずるにじんどうは實頭なり。かぶら引目四目などの類は。皆中をゑりぬきて。空虛にしたるものなり。じんどうは中をゑりぬかず。空虛にせず。中を實にしたるものなれば。實頭とは名付しなるべし。實頭とはいひにくきゆゑ。じんどうとも。ぢどうともいふ。其詞に合せて。後に神頭。滋頭。磁頭。鐡頭。矢頭。などゝいふ文字を。充字に書たるも

山城國靜原二宮山
王大武天皇蟇目長
一尺二寸圍九寸六
分重四十錢

のなるべし。」貞丈雜記に神通のかぶら矢と云は。上ざしのかぶら矢の事なり。寶弓兵鑑に云。神通の鏑。やぶさめに用るなり。上矢の事なり。根はぬく不歸本を赤漆にぬるへし。是は筑紫の宇佐八幡にて天子のあそばし候矢なればとて。紫の糸にて卷たる故。それをかたとり今も赤漆をさす。是を神通卷と云なり云々。貞丈云。神通の鏑矢と云物はなき物なり。射手方に入用なし。古傳書に無之。是は田村草紙といふ古き物語に。神通の鏑矢とあるによりて。後の人の妄作したるなり。かの田村草紙には。神通の鏑矢のみにあらす。神通の劔。神通の物の具。神通の車など見えたり。佛法の說に神通といふは。奇妙不思儀に万事に通達する事をいへば。其物をほめていはんが爲に。神通の何といひたるなり。其のこしらへ方の式あるにはあらさるなり。然るに後人其名に依て妄作して大切の事にいふなり。又天子のあそばし候と云事は。ある說に用明天皇豐前國宇佐八幡にて始て流鏑馬を射給ふといへり。此事は日本紀其外正しき記錄に見さる事なれは信用しかたし。或說云。じんぞうのかふらは神頭の事也。神頭をじんづともよむ也。目なしかぶらとて目をくりあけざるかぶらと云。是又妄說也。追考。神通のかぶらと云事は何の故はなけれとも。其名を奇妙に聞かせん爲ばかりの事也。中古以來の武家の風如此なる事多し。神通と云詞は。佛法にある詞也。神通のかぶらはたゞ大悲の弓智惠の矢なとゝ云類なるへし。其矢をほめて云詞にて。實はなき事也。扶桑見聞私記と云僞書に。神通の鏑矢也とて。六角にかふらやのやうなる物に目をあけて。日のまはりに。角にて鳥居を作て。ほりこみたる形を繪圖にして。是れ神通の鏑矢なりと云ふ。是亦妄說也といへり。又た軍用記にかぶら矢の事。篦には二つさしうつほには一つさすなり。かぶらのからはさわしにもするのこひ篦にも是等は略儀なり。筈はふしはづなり。こしまきにうるしをたむる也。羽はたかの羽也。小羽には雉子の尾をも付る也。めとりおとり同事也。かぶらのからにかぎり。二つふせ長くするなり。大事の物射る矢なる故。矢柄をよくひかん爲。常の矢柄の所を卷て。そのしるしとする也。是を矢つか卷といふ也。かぶらの長さ三ふせ也。鹿の角にてくりて三方にゐたを殘す。此かぶらにかりまたをすげる也。くつまき三つぶせれだまきは。一つぶせよりは長く卷たるかよき也。形は瓶子の形なり。中を高く矢先の方へ五卷。くつ卷の方へ七卷たるべし。赤漆にぬるべし。かふらのからは。白篦本也。ふしは羽中を貫すべし。幾ふしとは定らず。但三ふし然るべし。羽中のふしを本にして。すげぶしとも四節五節にもするくるしからず。かりまたの寸法定らず。弓の力によるべし。合戰の始矢入のかふら矢の羽は。山鳥。鳶。烏。鷺。八鶚(クマ)この五つの羽を用ると通例なり。八鶚と云は又かの羽に八の字の文あるをいふなり。白羽に黒き八の字の形あり。」【くるり矢】の事。くるりは水鳥を射る矢なり。檜の木桐の木の類の。輕くして水に浮くやうなる木にて。中をくりてかぶらの如くなる形にこしらへ。さきには小きかりまたをすぐるなり。弓法秘傳聞書に。くるりの事あながちこしらへやうとて。本儀にはさのみなし。何ともこしらへ水鳥の射よきやうに分別有べしと見えたり。くるりもむかしよりありしものなり。古今著聞集に。みちの國田村の郷の住人。馬允何がしとかやいふをのこ。鷹をつかひけるが。鳥を得ずしてむなしく歸りけるに。あかぬまといふ所に。をし鳥一つがいゐたりけるを。くるりをもちていたりければ。あやまたずをとりにあたりけりと見えたり。また夫木抄に。正治二年百首。源仲正「我戀はくるり射ながす川の瀬に。たちゐる鳥のあとはかもなし」。又本間流聞書に。船のかぶらといふはくるりなり。鏑箭と書て目なしかぶらとも云なり」と見えたり。

貞丈雜記所載くるり矢の圖

【繰矢】は遠矢に用る矢也。拵樣差矢同前。鴨の第一の羽を以て。はぐと云ふ。根も木也。是又近代の物也。古は陣中にて遠矢を射たる人も有し事。古書にあれとも。かれて差矢。繰矢などゝ云物を拵置て用たるにあらす。かぶら矢雁またなどを取て射し也。繰矢古書に沙汰なし」と。【火箭】軍器考云。火箭は。いにしへよりありけんもしらず。國史に見えたる事は。欽明天皇の十五年。内臣等をして。百濟を助て新羅を伐せ給ひし時。その函山の城を攻しに。筑紫の物部莫奇委沙奇(モノヽベマキヰサキ)といふもの。よく火箭を射たりければ。つゐに其城を燒おとしつといふ事。百濟の王明が獻りし表のうちに見えたり。彼物部の姓名を其の國の文字の音をもてうつしたれば。我朝にしては。いかにいひけん人なるをも。又其箭の制もしられず。はるかに世をへだてゝ。源義仲の法住寺殿を攻まゐらせし時。今井四郎兼平鳴鏑の中に火を入れて射たりしに。其の矢御所の棟にたちたりけるが。折ふし風はげしく。火もえ上りて。官兵忽ちにやぶれき。これはたゞ鳴鏑に火入て射たるなれば。異朝の火柘榴箭の類に似たれど。其比は。いまだ火藥など用ふる事は。しれるにはあらず。今は銃砲の制に倣ひ。藥をもちひて。或は箭飛びて火もえ出るやうにも。或は多くの箭一度に飛去らんやうにもしたるのども出來ぬ。異朝には。それらの制ことにおほかりとあり。(ヒヤの

條下參看すべし)。【毒矢】南留別志二の巻に。毒をぶすといふは附子也。田舍にて。草烏頭をよばり草といふ。鱸などにすりてのますれば。しばし絕入を。呼もどす也。蝦夷などの毒箭も草烏頭をすりて付る也。武備志に製法有と見ゆ。ぶすは附子也といひたるはよけれど。れいの考据なきはあかぬわざ也。こは御曹子島渡册子に。てんくわんのほうに。ぶず矢をはめて。云々。狂言記外三の巻ぶすの段に。ぶすと云てどくが有。云々。袖中抄二十の巻。とぐきの矢の條に。おくのえびすは。鳥の羽のくきに附子と云毒をぬりて。よろひのあきまをはかりて射るといへり。附子矢といふはこれ也云々。藻鹽草十七の巻弓の條。新撰歌枕名寄四の巻陸奧國千島夷の條。歌林拾葉七の巻。などにいへるもこれにおなし。大和本草六の巻附子の條に。顯昭法師曰。【とゝきの矢】とは。奥の夷は鳥の羽の莖に附子をぬりて射る。雋信曰。今蝦夷人は附子を矢じりにぬりて獸を射ると云。其名をぶすと云。是艸烏頭にて煎たる射罔を云なるべし云々。本草啓蒙十三の巻。烏頭の條に。射罔は蝦夷にて竹箭にぬりて物を射る。これをぶすとも。とゝきの矢とも云。其國金鐵なし。故にこれを塗て矢鏃に代へ用ふ。ぶすには蜘蛛と蕃椒とを加ふ云々。安齋隨筆赤烏の上巻に。蝦夷人の矢根。毒をぬりて射る。其毒は蕃椒。蜘蛛。附子。此三品也。此毒にあたりたる時は。大蒜をすり。鉛をまぜて付る。毒解すること妙也。毒はゑぐりとりて藥を付る云々。本草綱目十七の下巻。烏頭の條に。草烏頭。取レ汁晒爲二毒藥一。射二禽獸一。故有二射罔之稱一。後魏書言。遼東塞外。秋收二烏頭一。爲二毒藥一。射二禽獸一。陳藏器所レ引續漢五行志言。西國生二獨白草一。煎爲レ藥。敷レ箭射レ人即死者。皆此烏頭云々。本草和名十の巻。草下射罔の條に。陶景注云。以二八月一取レ汁。日煎爲二射罔一。獵師以傅レ箭射レ宍。中レ人亦死云々。倭漢三才圖會十三の巻。異國人物蝦夷の條に。負二劍於背一挾二弓於脇一。獵二鳥獸一。其射不二敢致一レ遠。惟二三丈之中正諦二分匪一而必不レ差。又製二草烏頭毒一塗レ鏃射レ人。如中則肌膚腐爛死。急剜二去所一レ中身皮一。生蒜研末傅レ之。乃無レ害也。などあるを考て。そのゆゑよしをしるべし。とぐきの矢は左京太夫顯輔集に「あさましや千島のえぞのつくるなる。とぐきの矢こそひまは守なれ」とよめるを。顯昭が鳥羽莖の矢と解しは。いかにぞやおぼゆる。三才圖會草木圖四の巻。本草綱目圖上巻毒草類の部。證類本草十の巻草部下品の條。倭漢三才圖會九十五の巻毒草類の部。などの圖を見れば。その草の貌の鳥に似たるもあれば。やがて鳥莖ともいへるにや。漢字に鳥頭とかき。俗語に烏かぶとゝいふも。共に鳥に似たるよしの名なるべし。大和本草や本草啓蒙に。とゝきの矢と書けるはひがこと也。さて蝦夷人の弓射ることは。景行紀二十八年の條に。東夷之中。蝦夷是尤强焉云々。以レ箭藏二頭髻一刀佩二衣中一。武備志百四十三の巻に。治二中二毒箭一者上方あり。第根(一兩)。藍葉(一兩)。紫檀(五錢)。石灰(二兩。研作レ末。以二牛糞一火燒令レ赤)。右爲レ末。不レ拘二時候一以二藍葉汁一。調二下一錢一。粥飲下亦可云々。此外にも金瘡。中毒。溺死。壓死。火傷。馬傷などの治方あまたあれば。閱しるべし。」擁書漫筆三の巻に云く。毒をぶすといふ事の條とぐきの矢の考に。江家次第二の巻大臣大饗の條の。鷹飼装束に。烏頸太刀。とあるを引べし。」關場不二彥あいぬ醫事談に據れば。アイヌの毒箭の毒は。田鼈。水蠆。床蝨の類を捕へ。之を壓碎してその液と白色の蛛網に付けて。附子(トリカブト草烏頭)に加へ用ゐ。他に倘蝦夷毒草天南星を採り。乾燥して加ふ。地に由りては前記の如く蕃椒又は煙草葉汁を加味す云々」とあり。倘ほ委しくは同書を參看すべし。

【とがり矢】軍用記に云く。とがり矢の事。一手の物也。羽は的矢の如く一つは内向。一つは外向たるべし。筈はよはづなり。ふしはおつとりを本とすべし。いくふし箆とは定らず。但おつとりすけぶし。箆中三ふしの可然はずまきうらはぎ。本はぎ。くつ卷黑漆たるべし。れだまきはゐり糸にて卷て。赤漆にぬるべし。是迄は何も征矢にかはるまじき也。はぎやうは四立なり。羽は鷹の羽也。小羽は山鳥の引尾也。小羽をもうらはぎ迄通す也。羽中にてとむるはわろし。征矢。劔尻。とがり矢などの矢音を語るには。ひやうつぱと射てといふ也。はづしたる時はひやうすつとはづしてと云なり。【躰の矢】と云事を。近世さま〲の雜說を作り出して。人を惑はす事あり。およそ箙に櫛形あり(くしかたを矢くばりともいふ。田舍人なとはおさばとも云)。矢の根をばくしかたにさしこむ也。然るに古制の箙には櫛形のなき箙あり。それは矢の根を直にほうたての底板に置く也。∴此箙の矢がらみは向ふの方に矢一筋立る是を躰の矢と云。向ふに草緒のつぼあり。そのつぼに躰の矢を立て。其躰の矢に惣の矢をからみ付る也。惣の矢の本躰になる故躰の矢と云。櫛形ある箙には躰の矢を用ゐるに不及故。躰の矢はなき也(貞丈雜記)。名物考。按に。胡籙箙に征矢を差して躰の矢とて心の矢を差置也。平家物語。敵十二騎射殺して。十一人に手負せて。一つは殘して箙にあり。箭種盡ければ弓をかしこに投すてぬ云々。源平盛衰記。宇治合戰之條。同上。太平記賴員回忠之條。面に立たる兵二十四人矢の下に射て落す。今一筋胡籙に殘れる矢を拔て。胡籙をば櫓の下へからりと投落し。此矢一つは冥途の旅の用心に持べしと云て。腹にさす。補與云。是等は躰の矢と云て。可然人々覺悟に有べし。乍去貞丈先生之言卓見と可言。【百矢】と云事古き書にあり。是は色々の矢を百

筋。大なる箙にさして。供の者に負せたるを云成るへし。太平記十七の卷(山門攻の條)。白鳥の羽にてはぎたる矢の十五束三つぶせありけるを。百矢の中よりたゝ二筋ぬいて弓に取そへ云々。又同條に。百矢二腰取よせてとあり。二腰と云は。箙二腰の事なるへし。取よせてと云は。自身負たるにはあらさる也。」愚得隨筆。愚按るに。百矢と云は。近世數矢射捨矢と云に同し。百矢二腰筋取寄て張替の弓す引してなと見えたり云々」とあり。【差矢】と云は。篦を炙篦にして羽は鴨の第二の羽にてはぐ。根は木にて作る。まきわら矢の如し。此矢は三十三間堂の通し矢抔に用る也。近代の物也。古書に此沙汰なし。近代はやり出。(山口軍兵衞始む。射方の工風は伴喜左衞門。糟谷左近樣々工風す。矢は吉田大內藏工風なり。其後追〻工風極り。矢師も追〻明人出來し也。都て持矢にかきらす。弓矢の工風自古上手を極めたるなり)。諸流の弓の師匠の好にて。差矢の拵樣も少つゝ違あるべし。(貞丈雜記)。

【箭羽之事】四季草云。賴政の鏑矢に水破。兵破といふあり。此の矢家に相傳の矢なるゆゑ。貴び重んじて。かくのごとき名を付けられしならん。源平盛衰記に。水破といふ矢は黑鵰の羽を以てはぎ。兵破といふ矢をば。山鳥の羽にてはぎたりと見えたり。水破。兵破といふ名は羽を以て名付しか。根のかりまたの名作なるを以て名付しか。其心詳ならず。もし羽を以て名付しならば。黑羽は水の色なれば水矢の心歟。兵破は山鳥の尾斑なれば。豹の斑毛にたとへて。豹矢といふ歟。詳ならず。かやうの事。強て說を作るべからず。疑しきは闕べし。猥りに云ふべからず。」貞丈雜記云。矢に內向と云は。矢を弓につがひて。羽表を身の方へむきたるを云。外向と云は。羽表我むかふの方外へ向たるなり。內向外向と云事。的矢に云事也。一手なる故也。外向をば甲矢に射る也。內向をば乙矢に射る也。外向は陽也。內向は陰也。陽の矢を先にして。陰の矢を後にする志也(內向外向は。的矢など一手ある矢の事也。內向の事を前向とも云狩詞記に見)。弓馬故實に云。はやおとやと云事。內向外向と云には少まちがひ有事。弓にはげて羽裏の前へ來たるをはやと知べし。是を以て乙矢知へし云云。少まちがひ有とは。羽裏の前へ向たるを內向と心得るはまちがひなり。それは外向也。羽表の前へ向たるは內向也。外へ向たるは外向也と知るへし。羽裏を以ていふはまちがひ也。」軍器考云。漢代の比より。箭にはぐに。鵰羽をもて最とす。我朝にてもかくぞ有ける。されば。鵰羽に限りて。眞鳥羽とはいふ也。萬葉集註釋に。眞鳥は鷲也。えびすは鷲羽を眞鳥の羽と云ふと見えたり。さらば。此の名は東夷の方言に出しなるべし。これに又た大鳥小鳥などいふあり。唐韻に。鶚は大鵰也と見えしは。大鳥の事にて。山海經に。鷲は小鵰也とあるは。小鳥の事也。又鷹羽といふも。もとは角鷹羽をいひし也。鷹羽また肅愼の羽とも稱したりき(過にし比。在洛之間。攝政大相國肅愼の羽の事を尋仰らる。東北夷地に出つる箭羽とこそ心得侍れ。我國の俗。凡物の產する地名を以て。其物を稱すること。譬へば。果を上林と云ひ。酒を下若と云ふ類。卽此なり。昔時肅愼國を征せられし事。肅愼人の來りし事等日本書紀に見し所も多く。渡島津。輕津司等して。靺鞨國に遣はされし事も。續日本紀に見え侍しが。靺鞨は古肅愼之地なりとは。異朝の書に見えたり。陸奥國多賀城壺碑には。靺鞨國を相去る里數をしるし侍れば。其代には。彼地方に出し箭羽。つれに我國に來りぬれば。其箭の羽を。肅愼とは稱せしにや。今も蝦夷地方より出る物は。其品すぐれて侍りと。答申しき。後に保安元曆の記に。執柄供奉行幸の時。府生。番長。平鑠。左鷲羽。右肅愼羽。これを新調す。烏。鷲の羽を以て。三府に切續きたりと云ふ所を。抄出して。賜ひたり。烏鷲の羽を以て。三府に切續たらんは。鷹の羽の妻黑に。倣ひしものなり)。其外山鳥尾。雉尾。鶴。鵠。鴇などの羽を用ふ。其中に鵠といふは。もと異朝にて。黃鵠とも。天鵝ともいひ。本朝にて。今は白鳥といへる物也。されど古に鵠といひしは。此物にはあらず。倭名鈔には於保止利とよみし。今は古布といひ。異朝にては鸛といふ物也。鴇といふ物も。日本書紀に見えたる桃花鳥にて。倭名鈔の紅鶴は。豆木とよむと。見えし物也。紅鶴は。漢時にいはゆる朱鷺たるよし。異朝の書にも見えたり。たゞし鴇の字は韻書等に見えず。凡は箭によりて。はぐべき羽も。各〻定まれる式ある也。藤原秀郷朝臣家寶。しきり羽と云矢は。白羽黑羽にて。はぎませて侍し由見えたり(秀郷の草紙詞書に見ゆ)。今世にしきりはぎなど。云ふ物の制にはあらず。又矢入の矢はぐに。山鳥。鳶。烏 鷺。蜂鶚。此〻の羽を用ふ。今蜂鶚を多く用ふ。蜂鶚とは。好みて蜂くらふ角鷹をいふよし。卜部家說なり(神代抄)。世傳ふる所も又同し。但し蜂鶚と云物は。其羽の文。八文字をなせばかくなづけし也。」凡羽の文を。我朝には。符としるし。又生の字をも用ふ。おもふに。もとは。文の字を用ひて。聲のまゝによびしを。後の俗かくは誤まれるなるべし。石打。中黑(大小)切符。本白。護田鳥尾(ウスベヲ)などは。古代より聞えし物也。是等を始て。其名特に多けれど。本白。中白。妻白。本黑。中黑。妻黑。切符。護田鳥尾等の外に出る事なし。世に羽形。羽揃などいひて。昔より圖にゑかきし物あり。僧雪村が繪かきし物は。某が家にも傳へたり。其中石打といふは。もと鷹尾の名所にて。中黑。切符。本白抔いふ類は。羽の文をもて名づけし也。宇須倍乎。又宇須倍布などいふを。世には鷹の字

を用ふるにや。源平盛衰記には。ことゝく護田鳥尾とかきたり。倭名鈔に。爾雅集注を引いて。鳰。一名は澤虞。即護田鳥也。倭名は。於須賀止里といふよし見えたれば。もとは於須賀乎。於須賀布などいひしを。後にかく轉訛しなり。これは小鳥の尾の。彼護田鳥の文に似たれは。かくいひける也。倭名鈔箭の條下に。釋名を引て。簳の字を。夜加良とよめり。韻書等には。笴の字をも。簳の字と同く用。同鈔竹の條下に。唐韻を引て。篦の字を乃とよみたり。篦は。もと箭竹の名にて。箭簳の事にはあらず。然るに我國の俗。箭簳の事に。箭の字を用ひて。乃と謂ふなり。簳によりて。加良といひ。能といふべき故實あれば。其の文字を分ち用ひしにや。凡篦も。白篦。塗篦。節陰塗たるなどいふ事は。古き物に見えたり。中比より。ぬぐひ篦。こかし篦。さはし篦などいふ事聞え侍り。筈も。節筈。續筈など。各箭によりて用ふべきもの。定まれる式あるなり。」四季艸云。黒津羽と云は。津の字に何もいはれはなし。たゞ詞なり。あまつ風。沖津白浪などの津の字のことし。たゞ黒き羽の事なり。或説に。鴻の黒ほろの事なりといひ。または鶴の黒羽の事なりとも云ふ。これらは鴻の黒ほろ。鶴の黒ほろにて。眞の黒つ羽にはあらず。本間流聞書に。今小鳥羽とて。十二あるをは。からわしとて下なり。大鳥羽とて。十四あるを。眞鳥羽とて上なり。からわしのほろをば黒津羽といふなり。と見えたり。これ眞の黒つ羽なり。源平盛衰記に。頼政の水破といふ矢は。黒鷲の羽にてはぎたるよし見えたるは。からわしの黒ほろにてはぎしなるべし。即黒津羽なり。」また近世しきりはぎとてはぐを見るに。羽を八ッ付るなり。その體とがりなどの如く。四ッ立にして。小羽をば短くして。下の方をあけて。其あきたる所に。鵥の羽を。一寸二分計にして二ッ付るなり。又一方の小羽の下のあきたる所には。連雀の羽を。一寸二分ばかりにして二ッ付るなり。羽の數合せて八ッなり。此はぎやう。室町殿時に記したる古傳書どもには。曾て見えざる事なり。況やそれより以徃の書には猶見えず。近世の新作物なり。かし鳥れんじやくなど矢に用ふる羽にあらず。右のはぎやう用ふる事なかれ。しきりはぎといふは。しきり羽といふ事を誤まりて。新作したるものなり。秀郷草子に。しきり羽とは。白羽。黒羽にてはぎまぜて侍るとは申傳たりとあり。保安。元暦の記に(この記文。近衛家熙公抄出して。新井筑後守に賜ひし由。軍器考に載たり)。執柄供奉行幸の時。府生番長平胡籙。左は鷲羽。右は肅愼羽。これを新調す。烏鷲の羽を以て。三府に切續たりとあり。是は古代肅愼と云國より出し羽を。肅愼の羽と云。其の羽なきによりて。烏と鷲の羽を以て。三府にしきり羽にこしらへて。肅愼の羽に似せたるなり。しきり羽とは。白羽と黒羽とを切つぎて。しきりめを立るゆゑしきり羽といふなり。夫木抄騎射の歌に。「しきり羽のやさしきものはあやめ草。けふ引そむるまゆみなりけり」。古代五月五日の騎射などにも。しきり羽の矢を用ひし事もあればこそ。右の歌にもよみつらめ。」また貞丈雜記云。染羽の矢古書にみえたり。羽はたゞはそまらぬ物なり。赤きはべに。青きはあゐらう。黄はしわう。黒は硯ずみ。もえぎはあゐとしわうを交合。むらさきはあゐとべになり。これらのゑのぐを酢にてときて煑付て染てほし。かはきたらば又染べし。こくもうすくも好に隨ふへし。酢を用ひざれば羽にしみこまぬなり。何れに染るとも。酢にてゑのぐをとくべし。白羽を染るなり。」さゝ羽とはたうの羽の事なり。射禮覺悟記に見ゆ。たうの鳥と云は鴇の事なり。ときの本字は紅鶴なり。矢の羽に鷹の羽と云は。くまたかの羽の事なり。くまたかは角鷹と書くなり。古は肅愼國よりくまたかの羽を多く渡したりとぞ。此國の羽殊にすぐれたる物なりと申傳たり。されはくまたかの羽を。肅愼の羽とも云也。肅愼と云國を上古は靺鞨國ともいひしなり。」白鳥の羽にてはぎたる矢といふは。はくてう(くゞゐと云鳥也)の羽の事にはあらす。白き眞鳥の羽といふ事を略して。しらとりの羽といふ也。白眞鳥と云は。白鷲の事也。眞鳥とは。わしの事。されはわしの羽を眞鳥羽とも眞羽とも云也。」ひしやくばなと云事有。又ひさこばな共云ふ。法量物に云。鷹の羽をはぐ樣ひしやくばなを羽先にはぐへし。白き符の所也云云。鷹の羽のみに限らす。眞羽にても符を切りたる羽をば。白符の所を羽先にする也。其白き所をひしやくばなとも。ひさごばなとも云也。ひさごの花は色白き物也。それにたとへて云成べし。ひしやくばなと云は。ひさごばなと云詞のうつりかはりたる也。ひさことはゆふがほの事也(田舍にてはふくべと云)。しきりはぎの矢と云は。しきり羽と云事を誤るなり。しきり羽とは白羽と黒羽をつぎ合せて。中黒。又中白。又はつま黒。又はつま白なとの如くはぐ事也。白黒のしきりを立る故。しきり羽と云。

しきり羽の矢は古公家に用られし也。保安元暦の記に。執柄供奉行幸時。府生番長平胡籙。左鷲羽。右肅愼羽。之を新調。烏鷲羽を以て三府に切續きたり云々。此の文軍

器考に見えたり。此三府に切りつきたるはしきり羽也。偃矯又四切矯なとゝ書けとゝ悪し。卜限矯。又支切矯なとゝも書へし。しきり羽のはぎ様知る人少し。」矢の羽に羽よと云事あり。うらはぎのはぎめより上の方を云也。高忠聞書の圖左の如し。

【あまのおもて】と云羽の事。眞羽の中に此品あり（眞羽は大わしの羽なり）。詳に其文知れす。ある人の云。あまのおもてと云を。海人の顔と云事と思ひて。繪圖に羽の文を人の形にして。目鼻耳口頭の形などを畫きたるは妄作なるへし。舞樂に安摩と云舞あり。其舞の面に紙に 㕣 如此の形を書て顔にあてゝ舞ふ也。あまの面の羽と云は安摩の舞の面の如く 㕣 如此の文あるを云なるへしといへり。此說誠にさもあるへく思はるゝ也。右のごとくなる羽の文はあるまじき物にもあらず。右の說も推量の說とはいひながら。おもしろき考也。」此の圖は天文元年三月。小笠原民部大輔長棟の圖せし羽鏡の中にみえたり。前の蜷川氏が見て寫せしには本末黑からず。此圖は本末黑し。本末の白黑には係はらず。中の文はかりを 㕣 是に似たろを以て。あまのおもてと云也。」はちばみの羽は。はちくまの羽也。はちは蜂也。はみは食也。はちくまと云くまたかは。蜂を好み食ふと云也。義經記卷の五に（忠信吉野山合戰の條々）云。忠信は三ッしけめゆひの直垂に。ひおとし鎧。白ほしの甲の緒をしめ。たんかいこうより傳りたる。つゞら井といふ太刀三尺五寸有けるをはき。判官より給りたるこかれ作りの太刀をはきそへにし。大中黑の二十四さしたる上矢には。あをほろかぶらのめより六寸斗有に。大のかりまたすげて。佐藤家に傳へてさす事なれは。はちばみの羽を以てはいだる。ひとつなかさしを。いづれの矢よりも一寸はずを出してさしたりけるを。かしら高に負なし。ふし木の弓のほこ短くいよげなるを持云々。」矢の羽に。眞羽と云はわしの羽の事也。わしに大鳥あり小鳥あり。大鳥は鵰の字也。小鳥は鷲の字也。惣名を鵰といふ。矢の羽には尾を用ゆるなり。用害記に云。大鳥羽は十四枚。小鳥羽は十二枚也云々。是尾の羽數の事也。又いそわしと云ふは。海邊にすむわし也。眞羽に石打。切符。妻黑。中黑。本黑。黑津羽。雪白。中白。うすべお（うすべうともいふ）。かすお等の品有。石打と云は。符の色にはあらず。是は鷹の尾の名より出たる事也。鷹の尾をひろげて。左右ともに端の方より第一の羽を。小石打と云。第二の羽を大石と云ふ。わしの羽も是に同し。石打の征矢と云は。此羽にてはぎたる征矢の事也。此羽は石打と云に依て。打と云詞は。軍陣にはよろしき名なる故。大將の矢をは石打にてはぐ也。切符以下は符の色を云也。又切符なとの符の字は本は文の字也。文は羽のもやうのさまゝゝあるを云也。符の字はよろしからず。羽の圖左にしろす。

雪白

黑つ羽

つの字に心なしたゝ黑き羽と云ふ事なり

本黒　本白　妻黒　妻白　中白　中黒　切文（キリウとよむ也）　うすへお（ウスベウとよむ也）

かすぼ

かすぼはかすり也。霞尾又霞文ともかくなり

また貞丈雜記に云。軍の時。戰の初矢入の鏑矢は。山鳥。鳶。烏。鷺。蜂鵰。此五ツの羽を何れにても用る事通例也。蜂鵰と云は。蜂を好て食ふくまたか也と云説あり（義經記に。はちばみの羽を以てはいたるとあり）。又くまたかの羽に。八の字の形あるをはちくまと云ふ也。【ふしはず】の事。貞丈雜記に云く。光大曰。ふし筈とはよはずの誤なるへし。箭の字ふしとはよます。箭筈と書く。箭はイヨツにてつゝとよむ。外の矢はいつれも竹のふしを以て。筈に造りけれとも。征矢のみ篦の末をゑりて筈とす。其形筒の如くなれはしか云といえり。又一説に云。竹の節とふしの間をヨと云。ヨはよはしの略語也。古歌に「吳竹のよゝのむかしもしのはれて。忘れぬふしの多くもある哉」とよめり。此歌ふしとよと別ある事を知へし。外の矢にはふしを以て矢筈とすれとも。征矢に限りてふしを不用。竹のよゝの所をゑりて筈とすればしか云也。【矢筈頭の札】同書に云く。古製には百一ツ有無し也。吉野山吉水院に藏し古鎧に。紺糸威にて。黑札の矢筈頭の鎧あり。古代は札の形割小札を常式とす。此矢筈頭の鎧は。遠き昔の物にはあらさる歟。【羽のはず卷】と云ははずのきはを卷たる也。うら卷は羽の上のくきを卷也。もと卷は羽の下のくきを卷也。ねた卷は篦の本の方を卷也。くつ卷はねた卷の下の方を卷也。かれ卷と云はくつ卷の所を上ほそく。下ふとくつき鐘の形の如く卷く故。かれ卷と云。籐目がら（からとは篦の事也）。などをはかくのことく卷也。【かさはず】とは筈を篦よりも少ふとくして篦の上にかぶる樣にするを云。されば笠はずと云也。【ゑり】と云は矢のはずのゑりたる所を云。弓の弦のはまる所の事也。ゑるとは小刀にてほるを云也。【紙はぎ】と云は矢の羽くきを上下共にうすやふの紙にて卷く事也。是はかばつきの略也。古書に紙はぎなし。【糸はぎ】は白きより糸にて卷也。色糸はぎ何れにても川也。紫は憚る也。公方樣御用の色なる故也。糸はぎに左より右よりの糸を用る事は前にしるす。【かばはぎ】はまゆみの木のあま皮にて卷也。【うろしはぎ】と云は下を白き片糸にて卷て。其上をうろしにてぬる也。【こりはぎ】と云は羽の端をよりそろへずして。羽の生れのまゝにて川ふるを云なり。【ふしかげ】をとろと云は竹の枝をもぎと

りたるあとのくほみたる所を黒くうるしにてぬるを云。皮を皆みがきおとす事なし。ふしの下に皮をのこして。皮へかけて塗也。節より下の外に皮をのこす事なし。【ふくらしば】と云木にて。一手ふんどう作る事。高忠聞書に見えたり。ふくらしばは。ひさゝき(柃木)と云木也。又ひさかき(さかきに似たりと云)とも云也。大和本草に云。柃(ひさかき)。順和名。比佐加木。西土の民俗小柴と云。葉はさゞれ花に似て。黒き實なる。玉篇に曰。柃似レ荊可レ作レ染レ衣者也。今俗ひさゝきと云。其花汁を用て布を染む。黄色なり。本草諸書において未見レ之云々。田村元雄か云。ひさゝきは遠州にあり。大和國宇太郡の方言に。腹雞椒と云。ひさゝきの事也と云々。葉をとりかみにつくれば黄黒色になると云ふ。又ある人の言一名ふくらの木とも云ふ。

【鶉目樺】之事。東鑑建久元年九月十八日條。俣野矢即覽之。無文染羽以二鶉目樺一挨レ之。藤口卷也。又蜷川親元か記せし羽形と云書に。うつらめの樺にてはぐ野矢なり。又上矢うつらめのかんば樺にてはく云々。眞樺に對して櫻のあま皮にてはくをうつらめのかばと云也(櫻のあま皮の色鶉の羽に似たる故也)。矢に【かばはぎ】と云は。まゆみの木のあまかわにて。はぐを云なり。櫻の木の皮にてはくはあやまりなり。此事書札雜々聞書にみたり。檀の木のあま皮にて。羽の上下を卷く也(貞丈雜記)。夫木抄に。六帖題民部卿爲家の歌に「あづさ弓やはぎの里のかばさくら。花にのみゐるわが心かな」。此古歌かはをまゝと云によりて。かばさくらを云かけたり。かはさくらのかはにてまくにはあらず。また四季草に。ぬた筈の事。かぶらの筈は節筈なりと。高忠聞書にあり。弓法私書には。鏑の筈ぬた筈本式なりとあり。又ぬたをのこすと申すは。筈のもとに。筈の皮を殘したるを申なりとあり。右節筈といひ。ぬた筈といひ。詞は替れども同事なり。節筈の根に。竹の皮を削り殘して置を。ぬた筈といふなり。是を按ずるに。唯ふし筈といふべき事なり。高忠は既に節筈と書たり。ぬた筈といふは唱誤りなるべし。ぬたとは鹿の角などの事なり。ぬための鏑も鹿角にて作りたるをいふなり。箭抄に。諒闇箭波須事。保元元或秘記曰。角波須とあり。角にて筈を作るをぬたはずといふなり。竹の皮を削殘すを。ぬた筈といふはあやまりなるべし。

鏑

矢

矢ツカ卷

鏃の尾

【鏃】は軍器考に云。第二代の御時(綏靖)。倭鍛部天津眞浦して。眞麑鏃つくられしといふ事あり(日本書記)。鍛部して作らしめられしとあれば。鐵を鍛し作れるものなり。天麑弓といふは。射麑の弓也などいふ說によれば。此物は後代の獵箭の鏃の類とぞ覺ゆる。其の後。允恭天皇崩し給ひしのち。太子木梨輕皇子御弟穴穗皇子をうしなはんとし給ひしかば。各々兵興し給ふ時。穴穗括箭といふこと始れる由。日本書紀に見えたり。古事記には。其時作れる矢は。銅也。故に輕箭といふ。穴穗皇子の作り給ふ所は。すなはち今の矢也。これを穴穗箭といふよしを注しき(穴穗皇子といふは。安康天皇の御事也 。もし此等の說によりて。鐵鏃も。此時に始れる物也と。心得ん事はしかる可らず。古の鐵鏃。今も世に遺れる。大安寺。法隆寺。東大寺の藏にある物とも。見る事を得たり(これらの制別に圖しぬ)。後代の制に鴈股。鳥舌。蠅尾。鉾矢。丸根。楯わり。鑿根などいふものは。古き物どもに見えたり。今は其制特に多くなりたれど。凡は彼鴈股。鉾矢。丸根などの制によりて。作り出せる物なれば。其名多きに似たれど。其の實は大に異なるにもあらず。其中鴈股といふ物は。鴈の足指の間に。幕ありて。相運り着く物を。蹼といふ。鏃の形。それに似たるか故に。かくは名づけし。たとへば。鳥舌。蠅尾などいふ事のごとく也。刈鈷などかくは。しかるべからず(壒囊抄に)。此鏃必ず鳴鏑に用ふ。常の矢に。すげたるをば。すがりまたなどいふ事也。されど大安寺。法隆寺。東大寺等の藏に。ありし物ともの鏃。皆々鴈股の制にはあらず。鉾矢のうちに。腸くりといふ物のある矢は。父の仇射むずるもの也など世にいふにや。逆鬚ありて拔むとするにたやすからぬが故なるべし。大安寺。法隆寺等の藏に。逆鬚ありて。其制異なる物ども。猶多かり。和名抄を見るに。鏃の字をば。夜佐岐とよむ。俗には。夜之利といふよししるせり。其比既に雅俗のわかれありき。矢根などいふ事は。猶其後代の俗に出し名な

るべし。打根といふ物は。射つべき料にはあらず。世に手裏劔など云類なる也。建武二年正月。神樂岡の戰に。妙觀院の因幡竪者全村が長船打の鏃の。五分ほどなるを。箸本まで。中子を打とほしにして。ねぢすげ。沓卷の上を琴の絲をもてねた卷に卷たるを。手衝にして。敵の鎧の表裏二重を。つきとほせしなどいふ物。これ也。今も世に此制に倣ひ作れる物見ゆ。其因來事久しきものにや。たゞし其始をばしらず。」四季艸云。【鴈俣】と名づくる事は。鴈の足の指のまたに。水かきあるに似たれば。鴈またと名付くといふ說あり。用ふる事なかれ。足に水かきあるは鴈のみに限らず。すべて水鳥にはみな水かきあり。またといふを指のまたとするもいかゞなり。或人の說に。かりまたは。かへるまたなり。蛙の股のごとくなる形なればなり。かへるまたといふ詞轉じて。かるまたになり。かるまた轉じて。かりまたとなりたるなり。その詞に付て鴈の字をあて字に用ひ來れるなりと云へり。此說發明なる說なり。

かりの股の矢

征矢にかりまたはさゝぬ也。おひそやの事也と書札雜々聞書に見えたり。おひそやとは。えびらにさす征矢也（私云かぶら矢にすげてはかりまたもさす也）。四季草に云く。すがりまたの事。かぶらにすげたるかりまたをば。かりまたとはいはずして。かぶら矢と云ひ。かぶらにすげず。直に箆にすげたるを。かりまたといふなり。これをすがりまたといふはわろき詞なり。唯かりまたとばかりいふべし。すがりまたといふは子細ある事なり。高忠聞書に。すがりまたといふ事は。かぶらを射て後。やがてかりまたを射るをすがりまたとはいふなり。たゞすかりまたといふ事はあるまじきなり。かぶらを射て。二の矢にすがりまたを射てなどゝはいふなり。されば跡部孫三郎狐を射たるにも。きもたましひも尾へゆけと。かぶらにて耳二ッの間をひゞかせて。二の矢にすがりまたを以て。狐の生尾を射切たるなど。物語にもかたるなりと見えたり。すがりまたとすの字をいふ事はかぶらとならべていふ時の詞なり。物語の時の射手詞なり。」四季艸云。【丸根の事】高忠聞書に。征矢ごしらへやう（中畧）。根は丸根本なりと見えたり。丸根といふは劔尻の如くにて。眞中にしのぎを付ず。しのぎの所を丸くしたるをいふなり。是は箙の矢くばりにさすにも。矢をぬき出すにも。しのぎを立たるは心よからざるゆゑ。丸根を用ふるなり。近世丸根とて。先に刄を付たるものあり。是は昔の丸根にあらず。新作物なり。」貞丈雜記云。細川玄旨弓馬聞書に云。丸根は今人のやうしがたと申根也と見ゆ。伊勢常眞記云。根は丸根。或はやうじ形など也云々。射手具足秘傳に云。征矢の根は。丸根本也。家中竹馬記云。うつほにさ矢すは。征矢をさす拭箆は畧儀也。根は丸根楊枝形也。劔尻も空穗にさすに不苦云々。また云。矢の根にけんじりと云物あり。根の先を劔の如く三角にしたる也。書札雜々聞書に云。けんじりをけんさきと申べき由。貴殿被仰候云々。貴殿とは伊勢守をさしていふ。

丸根

鑿根

此所ヲノジロノカヅキトモ云
又箆カツキトモ云

ナカゴノ事ヲノジロト云

のみ根と云は鑿の如し。鳥の舌と云根も。柳葉のごとし。鳥の舌の形也。中にしのぎをたてゝ。柳葉の類也。丸根よりは平きなり。

小ク細ク厚シ

鳥の舌

肉ヲキ厚キナノヘハイノシリ如シ

蝿の尾

丸根

ヤ

楯わり

劔尻　本名劔鉾

平根

ゐやうのう

木棒の類にて鋒尖なし

平根

櫻の花をすかしたるもあり

まきの葉

柳葉

劔尻

尖り矢

【きぼうの事。付定角】四季草云。きぼうといふ矢根を木にてつくるを本と思ふは非なり。予先年紀伊殿の家臣渡邊宗冬が家に傳へし。古ききぼうを見しに。きたひたる鐵にて打たるものなり云々。形丸く長くして。木の棒のごとくなるゆゑ木棒といふと。宗冬が語りき。右のきぼうの先はとがらせず。平に方に切たるものなり。北條五代記に。侍たる人は鐵砲をみがき。藥をあはせ。弓の弦をさし。矢を作。うつ木青木などにて木鋒を削りいとまあらずといへるは。かたき木にて鐵の木棒の代りに作れるをいふなるべし。神保宗右衞門尉安富民部かもとへ。今朝箭負の夫。河原より落失て着陣せず候間。木鋒を少し合力候へとい̇ひし事。應仁記に見えたり。是は城の木戸矢倉などを射碎ん爲に。所望したるなるべし。木にて作りたるにはあらじ。北條五代記に見えたる。木にて削りたるものは。雜兵の射をふらさん爲に用ふる。射捨の用意にするなるべし。又宗冬の傳へし定角をも見しに。是も古物なり。形は右の木棒を四角にこしらへたるものなり。これもさきはとがらず。けたに切たり。」貞丈雜記に云く。木棒は。じんとうなどの代りに射る也。甲冑などに透らす。透らぬ故あたる勢つよくして。敵を射倒す也。木にて作りたる物は。鐵の木棒を略したる物也。

いたつき】稽古に用ふる矢なり。貞丈雜記に云く。いたつき二品あり。平題(イタツキ)。延喜式に。角の大いたつき角の細いたつき木の大いたつきとあり。上古延喜の頃には。今のまきわら矢のごとく。角又は木にて作りたる成べし。夫木抄六帖題。俊實朝臣「けふはみなゆたちのゐてのほかまでも。すゞのいたつきこしなれにけり」云々。すゞのいたつきは錫にて作たるいたつきなるべし。鈴の字を書たるあり。誤なり。」つのぎと云は角のきわりと云事也。角にてきわりを作る也。箆にさしこむ所のなかごは。竹を削りて角の中へさしこみ。箆にしさしこむ也。今【まきわら矢】をつのぎと云ふは。木わりの形に似たる故也。大小のちがひなるべし。木わりは大にして堅木にて作る也。まきわら矢如此形也。つのぎとは別也。

ヤ

【びやうね】吉部秘訓と云書に見たる的矢の平題(ヒライタツキ)此形なる物なり。びやうねも鐵にて作る。是も神頭などの代りに用る也。【ちやうかく】は。定角と書也。是も鐵にて四角に作る也。四目神頭などの代に射る也。きぼうの類也。(貞丈雜記)。源平盛衰記に云。二の橋まで寄るならば角木わりを以て。馬の太腹を射よ。」義經記に云。篦をためて。節の上をかきこそげて。羽を樺矧にはきたる矢の。いちひとくら樫とつむけなる所をこしらへ。まはり四寸長六寸にこしらへて。角木いりを五六寸入たり。なにともあれ是を以て主を射は、こそ鎧のうらかゝぬともいはめ。【篦】柳を矢篦に用ふる事。四季草に云く。延喜式の民部省式に。凡兵庫寮造レ箭柳篦四百二十。隼人司油絡料二百隻。並仰二大和國一。毎年交易令レ送(箭篦以レ時採。乾簡二取强好一)と見えたり。按ずるに。柳の木にて矢篦を作る事。木性しなやかにして。輕くして宜かるべし。さて是を造るは。兵庫寮のつかさどりにて。それを隼人司の官人受取て用ふるに。油を絡に付て拭ふなるべし。柳篦乾けば折やすかるべきに依て。油を付て潤すなるべし。一とせ唐土の矢を見し者ありしに。是も柳の木を削りて。篦にしたるものなり。根の方など少細し。是にては矢行宜しかるべし。唐土にても柳のみ用ふるにあらず。竹をも用ふるなり。此方にても古へ柳のみにはあらず。竹篦の事日本紀に見えたり。今は竹篦のみ用ひて。柳篦をば知りたる人少きゆえ記しおくなり。やなぎとは矢の木といふ事なるべし(ナとノと通音なり)と。とがりあり。又貞丈雜記に云く。「のしろのかづき」と云ふは。かりまた。けんじり。矢などの類の根の矢がらのこぐちをうくる所を云也。「のしろ」とは。篦代と書。篦。矢の根のなかごの事なり。保元物語に。山鳥の尾を以て作たるに。七寸五分の丸根の篦中過て。篦代あるを云々。又云く。【ちく篦】の事。職人盡歌合矢細工の繪の詞に。これはちく篦とてあつらへられて候云々。中學集(射家の書也)に云。うきすは手をきらふ物なれば好みに依るとなり。古よりうきすの名物と云佐渡篦也。又信州知久の一かまと云を用る也。され共かたうきすに徳多き也(或矢匠の云。うきすと云は篦輕くして水に入れは浮く故。うきすと云。うきすは佐渡より出る。今は出さず。知久と云は。信濃國の地の名也。知久と云所あり。昔信州は小笠原殿の領地也しゆへ。知久の篦を用られしなり。一かまと云は。二年へたるは鎌にて一刈に切られず。なたにて切る也。一鎌にて刈り取らるゝを一

ちやうかく

びやうね

鎌とて用る也。是を鎌篦とも云ふ也。鎌にて刈らるゝ故なり。○貞丈云。うきすとは水に浮く故うきすと云とは非也。堅き篦にても水に浮くもの也。沈む事はなきなり。うきすと云は竹の肉しまらず浮きたるを云也。堅き篦は肉しまりて堅し。うきすは肉しまらぬゆへ浮すと云なり。水にうく事にはあらす。何の篦にても水にうく也。信州諏訪の人の云く。信州はすへて竹の性惡し。太き竹などはなしと云。按するに寒國なるゆへに土地竹に相應せさるゆへに。竹の肉實せずしてうきすになるなり)。竹林派の書に云。篦竹は二年竹をうきすと云。三年は强篦と云。二年にたらさるを諸うきすと云といへとも。さにてはなし。乍然近年の矢師。皆如此覺悟し居ゆへ間違多し。竹は五月生して來五月迄にて月數は一年にして二年竹也。今年の五月に生したる竹を來八月切たるを片うきすと云。今年の五月に生したる竹を三年めの八月切たるを諸うきすと云。今年の五月生したる竹を四年目の八月切たるを三年竹の强篦と云。年久しき竹ほとおもし。矢尺に切て一ケ年に一錢目つゝのおもみをますと云事舊記にあり(貞丈雜記)。【焦篦】の事。小笠懸引目のからに用ゆる也。篦を不殘こがしたるにあらす。射御拾遺抄云。こがしのを用ゆ。こかし樣ふしかけの如し云々。射手方聞書云。からは、こがしのと申て。しら篦をふしかけ取たる樣に。火にて少しこがす也云々(ふし〴〵の上の所ばかり。火にてふしかげの如くこがして。外は白くして置也)。【さはし篦】の事。篦黑漆にてつやなくさつと薄くぬりたるべし。ふしかけを取る時は黑うるしにてつやあるやうにこくぬるを云なるへし。上賢抄云。一手神頭の條篦はさはし篦なるべし(うるしにてさつとうすくぬるを云ふ)。又のごひ篦(赤うるしにてのごひたるを云)にもする也。【から竹】の事。小笠懸の矢筈にから竹のふしけつらずして筈に用ゆる也。から竹は漢竹也。一説にからは篦にて矢からにせし竹を筈になす故。から竹と云。されと此説惡し。唐竹と記せし書もあれと。唐の字は假字なり。射手方聞書云。小笠懸引目條。筈はから竹の根の筈によかるへきを見すまして筈につく也。筈の皮をけづらさる也(から竹根木の方。筈によきをとりて筈になすを云なり)。」其他矢にかゝる諸事を左に記さむ。田獵の傳に。鹿に中りたる矢かけず射通して。いづれの矢中りたる共しれざる時。爭論有り。其時疊紙を取出し。矢の羽ぐきをぬぐいて見るに。中りたる矢には必紙に血付くなり。また中り所によりて油など付くをもありと云へり。貞丈雜記に云く。【矢をつまよる】と云詞は。つまやる共云事同し儀也。源平盛衰記卷四十三(源平の侍遠矢の條)に。宗長三浦が箭をさらり〳〵とつまやりてとあり。又與一は宗長か

矢を取て。さらり〳〵とつまやりてとあり。左の手の爪の上に載せ。右の手にてひれりなから。先へつきやる故爪遣と云也。盛衰記に。爪遣の二字を用ひたり。万葉集の歌に。梓弓。爪夜音遠音（アツサユミツマヨルオトノトホオト）とあり。爪よるとも云べし。やろもよろも五音相通なり。

【矢じるし】の事。平家物語に沓卷より一束ばかりおいて。和田小太郎平義盛とうるしにて書付ける云々。盛衰記に。羽本一寸計置て。三浦小太郎義盛と燒繪したりける。又同書に。黑塗の矢の十四束なるを。只今うるしをけづりのけて。新居紀四郞宗長と書付云々。又東鑑に。箭口卷之上。注。瀧口三郞藤原經俊と云々。又太平記に。相摸國住人本間孫四郞重氏と。小刀のさきにて書たりける云々。弓馬故實に云。矢印の事。三方に書也。是は平人も如此有るへし。おつとりの節の邊に書は賞翫也。それより賞翫はすげぶしの邊にも書也。をつとりの節すけぶしの邊に書時は。走り羽の通りに一方に書へし。惣別名乘斗かく物なり。當世は國所主の名字官。それの内の誰と我名を書く。中々本式にはなき也云々。眞鏡犬追物記に云。犬射がらに矢印をすへし。矢を問ふ時入事也。羽中おつとりのふしすげぶしにする也。羽中の外は目に立間。斟酌すべし。何にても我心にあひたらん物をすべき也。されとも犬に緣あるは能也。ある人三日月は戌の時いるとて仕たるめいよの紋也云々。貞丈按るに。矢印書所は羽中おとりの節すけ節也。書くには燒繪（燒印の事）にもする漆にても書く。墨にてもかく。小刀の先にても書也。又書所羽本一寸斗のけても書。沓卷より上にも書く也。又國所主の官名字それの內誰と書くはわろしと云は。的矢なと常に射る矢の事也。是は名乘斗書へし。軍陣の征矢には國所主の名字以下書事苦しからず。其故は敵に知らせんが爲也。犬追物の時の矢しるしに紋を書く事は。人馬に我名をふませま敷爲也とぞ。紋とは家の定紋を云に非ず。何にても心覺を繪かく也。【矢目】にきりと云事あり。前の矢目へ後の矢の入る事をきりと云也。雖もみしたる穴へ射こむ心なるへし。曾我物語八の卷。源太としげやすが鹿論の條に云。畠山六郞しげやす馳ならべて放つ。源太が矢目をばきりまでぞ射たりける（中畧）。矢目は二つもあらばこそ一二のろんも有べけれ。景季もまさしく射つる物をとてみれば。げにも矢目は一つならではなかりけり云々。是梶原か射たる矢目へ。畠山か矢を射こみて。鹿をは我射たりとて論に及しを云也。楊弓の的の穴へ矢を射こみたるを。きりと云も右に同し心也。【矢束の事】四季草云。矢束は。其人々の手にて。必十二束あるものなり。此十二束をおのがたかばかりにてはかれは。二尺七寸五分あるなり。一束といふは指四ツ伏なり。古き物語などは。三人張に十五束などゝいふは。其矢の主の手にて。十五束あるをいふにはあらず。矢の主の手にては十二束なれども。其人大男にて。大なる手にて十二束の矢なるゆゑ。通例の人の手にては十四束も十五束もあるなり。大男にても小男にても。其の主の手にて。十二束より上はひかれぬものなり。これは定りたる事なり。」貞丈雜記云。矢づか長サの事。射手方聞書に云。矢づか長さの事。鞭を切る樣の事。ふちを左の脇より。其の長さにくらべて。手をさし出してとらへて。其所より我手の六寸と（我手の一寸は人さし指の中ふしの間を一寸とする事也）。又横手置て切へし（横手とは手一束也）。則矢つかの長さあるへし云々。

【矢の指方】四季草に云く。上刺中刺の事。上刺中刺といふは。箙に二十五矢さす時の事なり。廿矢以下に上ざし中ざしはなし。上ざしはかふら矢をさすなり。中ざしはとがり矢なり。上ざしに對して中ざしといふなり。上ざしも中ざしも。わろくさせば。征矢をぬく妨になるなり。さし所あり。そのさしやう。多賀高忠が狩詞記に圖あり。征矢も内むき外向のさしやう同書にあり。猥にさすべからず。中ざしと云ふは。とがり矢をかりまたの次にさす也。上矢のかぶらの次にさすゆへ。中さしとはいふ也。とがり矢は羽四つ立にて鷹の羽也。小羽は山鳥の尾也。こしらへやう一手の物也。内むき外むき有り。委細高忠聞書にあり。義經記（忠信吉野山合戰の條）に云。大中黑の卄四さしたる上矢には。あをほろかぶらのめより下六寸斗あるに。大のかりまたゝげて。佐藤の家に傳へてさす事なれは。はちばみの羽を以てはいだる。ひとつなかざしをいつれの矢よりも一寸はずを出してさしたりけるを。かしら高におひなし云々。今の世の人中ざしはとがり矢さすといふ事を知らずして。うち根をさす事也ともいひ。躰の矢の事也ともいひ。又は中さしとは上さしに對する事にて。征矢の事也なとゝ云事何れもあやまりなり用へからす。右の義經記の文を能く考へみるへし。はちばみとははちくまとて。蜂を食むくまたかの事也。矢の羽に鷹の羽と云はくまたかの羽の事也。高忠聞書にとかり矢は鷹羽也。小羽は山鳥の引尾を付なりと見えたり。義經記の中さしはちはみの羽にてはいだると云に合ひたり。とがり矢は一手の物の由みえたれとも。佐藤の家にては。一つ中ざしさす事其家傳なるへし（中さしと云へばとて。惣の矢の眞中にさすに非す）。上ざしの矢と云は。箙にかりまたを上にさすを云也。上といへはとて箙の正面の上にさせば。征矢をぬく妨になる也（貞丈雜記）。」ふしかげはたゝ矢篦のかざりにするにあらず。篦

竹の芽をかきて取たるあとのくぼき所より。篦は乾わるゝものなり。よりてひわれぬさきに。其所に漆を溜てぬり置けはうるしの蔭になるゆゑ。日をよけてひわれぬなり。さればこそ節蔭にとは名付たれ。後にはたゞかざりの如くなりて。ふしかげにさま〴〵の品出來たり。弓法私書に。ふしかげに小ふしかげといふは。節のきはを少しぬりたるをいふなり。又長くぬりて。ざつととめたるを管ふしといふなり。又長くぬりてとめをうすくぬりたるを。長ふしかげと云。これを長ふしかげと云ふはいかゞ。これは本のふしかけとりたるなり。こふしかげの矢をば。御所的の時は射ざるなり。くだふしをば御的の時も用ふるなり。こふしかげは略儀なりと見えたり。箙の體の矢を中刺の事なりといふ説あり。用ふる事なかれ。中ざしの事は前にあるすごとし。體の矢は。箙ごとに用ふるにはあらず。箙のほう立の中に櫛形(櫛形を矢くばりともいふ。田舎人はをさはともいふなり)あるには。體の矢を用ひずして。矢搦をするなり。櫛形なくて。ほうだての底に。直に矢の根を置く箙あり。是には矢がらみをする時。さし矢を一つむかふに立て置きて。その矢を本體にして。すなはち力にして矢搦をするゆゑ。體の矢といふなり。體の矢は。たゞ征矢の中より一つ取て用ふるなり。體の矢とて別にこしらへやうなどはなきなり。さて矢がらみにはあやうあり。秘事といふにもあらねども。からみやうをかゝんには。事長ければこゝに略す。すべてかやうの事を秘するは心得がたき事なり。人にたやすく見せがたき事ならば。軍中の用には立べからず。軍は數萬の人あつまりて。それを見る人多きなり。人多く見る時は秘する事なるべくもあらぬをや(四季艸)。」箙にさす矢の數の事。保元物語に。鎮西八郎爲朝の事をかきたる條に云。矢だれつきぬればゑびらをおひかへ〳〵しけるに。あだ矢一つもゐざりけり(中略)。この軍に廿四さしたる矢二こし。十八さしたる矢三こし。九さしたる矢一こしゐたりける云云。此さしたる矢と云は。ゑびらにさしたる矢を云也。箙を一腰二腰といふなり(貞丈雜記)。」【一手四目(ヒトテジメ)】の事。四季草に。しめは目を四つさすゆゑ四目と云。一手四目と云も形かはりなし。一手とは。的矢の如く。羽を内向外向を用ひて。二すぢを一對に作るゆゑ。一手じめとはいふなり。しかるに近世四つ目の樣なるものを二つ作りて。一つに二つづゝ目をさして。二つの根を合て。目數四つあるを。一手じめといふ。如此作る事古傳書には曾てなき事なり。古制は羽の内向外向にて一手と云ふ。根は一つに目四つづゝ。二つの根にて目數八つあるなり。高忠聞書に。四目の寸は三つぶせなり。目は四つあるべき事本なり。四つあるによりて四目といふなり。但し目を三つにもする事くるしからず。是は略儀なりと見えたり。目を二つさす事は見えず。二手にて目四つにする事なき事なり。用ふる事なかれ」とあり。其の他種々の事あれども。左のみはとて略しつ。矢母衣の事はホロの條下に記す。猶射術の條。弓の條等參考すべし。

ヤウイクヰム　養育院は。鰥寡孤獨を救養する所なり。我國にては。東京市養育院の最も舊くして大なるを始として。岡山縣に備作惠濟會あり。東京に福田會育兒院あり。神戸に報國義會の養育院あり。其他之に類するもの一二にして止まらず【東京市養育院】の設立は明治五年にありと雖も。其淵源を尋ぬれば。遠く百年の前にありとす。史に徴するに。寛政年間。幕府の閣老松平越中守定信。江戸の町費を節儉し。四年にして金四萬兩を贏し。之を十分して其一を市の備金とし。其二を各地主に還付し。其七を町會所に積みて。以て救荒の資となし。之に加ふるに官金壹萬兩を以てして。其增殖を圖らしむ。當時所謂七分金なるもの。即ち是なり。明治五年。營繕會議所を東京に設立するに當り。此の七分金の殘餘を以て之に交付し。市内諸修繕費の基本となし。該會議所をして之れを管理せしめたり。尋て該會議所は。東京會議所と更め。其規模を擴張して。以て他の市務に及ひたるに付き。同年九月。東京府知事は。東京會議所に向て。府内の乞丐を救濟するの方法を諮詢せり。之に對して答申したる三條件も。皆採納せられて何れも着手するに至り。即ち乞丐老幼男女百四十人を收養して。假に之を本鄉なる舊加州邸に置き。尋て上野護國院の堂宇を購ひ。修繕を加へて此に移したり。實に明治六年二月五日なり。其費用は悉く營繕會議所の資金を以て之を支辨し。且其事務一切を管理せり。是を本院の濫觴なりとす。然るに東京會議所は。明治九年五月二十二日を以て。其事務を府廳へ返還し。眞正の民會となりたるにより。本院も府廳の直轄に歸し。院規をも改正する所あり。然れども經費に至りては。明治十二年までは。從前の如く其支出を共有金に仰ぎたりしに。十二年より府會の議決を經て。地方税の支辨に歸し。六年間之を繼續せり。明治十五年に至り。府會は自今窮民は新に入院せしむることを止め。從來の入院者は勉めて出院を促し。漸を以て本院を閉鎖すへしとの事を議決せり。同院は此の議決に從ひ。同年よりは不得已漸次に收容者を出院せしめたれども。無告の殘留者は。十八年に至りて尙百五十人に及びぬ。此輩を驅逐して出院せしめたらんには。皆道路の餓莩となるのみならず愈々同院閉鎖の曉に至らば。府下無告の窮民は。何所に向ひて救助を求むべき乎。同院之を慘み。院長澁澤榮一の名

を以て。一篇の建議書を府知事に提出し。府知事之を納れて府會に諮りたるに。府會に於ては。調査委員を設けて實況を査察せしめたる上。獨立すべしとの事に決し。明治十八年七月一日より。地方税支辨を離れて獨立するの運に至れり。是より先。同院は明治十二年十月十日を以て。上野を引拂ひて。神田和泉町舊藤堂邸の東部に移りたるが。經濟上の變動より規模を縮少したるが爲に。同邸地共に賣拂ひて基本金に加へ。本所長岡町四十三番地に二千九百餘坪を購入し。在來の家屋の外に新築する所ありて之に引移れり。而して務院は仍ほ府知事の管轄に屬し。其依囑に依りて院長及委員醫長等を置き。又幹事。書記を置きて。院務を分掌せしめたり。明治二十二年。東京市制を施行せらるゝに當り。同院を市の所屬となすべきに決し。同二十三年一月一日より。郡部會及市會の協議に依り。院の財産を郡市に分割し。尋て常設委員を設け。入院規則を改め。事務員を更迭して。大に面目を改め。又二十六年中。小石川區大塚辻町に壹萬餘坪の地を撰びて。新築工事に着手し。二十九年三月下旬之に移轉せり。院長澁澤榮一氏は。創立以來終始一日の如く院務を總督して以て今日の盛を致す。明治三十年。英照皇太后崩御ましましゝ時。帝室より金四拾萬圓を府縣に下賜し。慈惠救濟の資に充てしめたまふ。此内東京市に配當せしもの。壹萬六千九百八拾五圓は。養育院に下附ありしに付。之を原資として感化部を興し。不良の少年を收容す(青淵先生六十年史に據る)。なほ「コジヰム」「カムクワヰム」「セヤクヰム」「ヒデムヰム」を併せ看よ。

ヤウガク　洋學。(ガクカウを見よ)

ヤウガク　洋樂とは。歐米の音樂をいふ。斯樂の我邦に傳來せし初期は。恐らく明治維新以前にありしなるべきも。この樂を傳習する官職を置かれしは。明治五年頃に陸海軍に於る軍樂隊の組織成りしに始まり。またこの頃宮內省の雅樂寮員の之を傳習し。私かに歐洲管絃樂隊を組織したるにあり。而して明治十五年前後より。教育に唱歌を用ひられ。汎く學校の科程に加へられたる結果。初めは歐米の歌曲を採擇し。之に我歌詞を付して唱はしめたりしが。遂に歐米の樂風に擬して。邦人の手に新製せられたる歌曲。また頗多きに至る。現今小學校に於て專ら授業せらるゝは。蓋しこの種の唱歌なりとす(オムガク。が、クレウ參看すべし)。【旋法】洋樂の旋法に二種あり。長音階(メジヨルスケール)。短音階(マイノルスケール)といふ。長音階は以て快活なる曲趣を表はし。短音階は悲哀なる調を呈す。【和聲】二個以上の旋律(メロデー)(曲節(フシ))の同時に響きて發するを和聲(ハルモニー)と稱す。これ洋樂の特長にして。洋樂の調の一種いふべからざる趣味あるは。この和聲の變化によることまた頗る多し。【洋樂器】さて洋樂に用ふる樂器は。其種類甚だ尠なからずといへども。今代我邦に傳來せしものを擧ぐれば。三種あり。即ち有鍵樂器。管屬(吹奏)樂器。絃屬樂器之なり。絃屬器には○バイオリン。○ビオラ。○バイオリンセロ。○コントラベース。○マンドリンあり。管屬樂器は之をまた二種に別つ。一は木製の器にして。○クラリネット。○オーボイ。○フリュト(笛)等。金屬製の器には。○コルネット。○トロンペット。○ホルン。○ベース。○トロンボン。○サキスポン等あり。有鍵樂器は即ち洋琴。風琴なり。なほまた鼓類には。小太鼓。○太鼓。○チンバニーの三器あり。【奏法】洋樂の種類に歌を主とするもの。即聲樂(唱歌)あり。樂器を主とするもの。即ち器樂あり。唱歌には單獨に唱ふるあり。また數部合唱あり。所謂單音唱歌と。複音唱歌となり。複音唱歌には。また二部合唱。三部合唱。四部合唱の區別あり。さて器樂には有鍵樂器は專ら獨奏を主とし。或は時に連奏(連彈)をなす。管屬樂器のみ數種を合せて奏樂するを吹奏樂隊(ブラスバンド)と稱す。即ち陸海軍の軍樂是なり。また絃屬樂器を合せて演奏することあり。その最も高尚にして優美なるを管絃樂といひ。管絃兩樂器を適當に相交へて組織したるものなりとす。猶音樂及び軍樂の部參看すべし。

ヤウカム　羊肝。(ギウヒを見よ)

ヤウキ　楊器。又樣器。(チシキを見よ)

ヤウキウ　楊弓は。今も弄ふ所の一種の小弓なり。和漢三才圖會に云。楊弓(以㆓字音㆒呼。堋音彭。射垜也。用㆓黑革㆒張㆑之。的。大三寸許)。未㆑詳㆓其始㆒。貴賤毎射㆑之。賭㆓勝劣㆒遊戯之具。其弓以㆓楊柳㆒作㆑之。故名。近年用㆓蘇方華櫚紫檀等㆒。多繼弓也。堋與㆑席相去七間半。毎以㆓五矢㆒決㆓勝負㆒。二百謂㆓百手㆒。百手内五十矢以上中㆑的者爲㆓朱書㆒。百矢以上爲㆓泥書㆒。百五十以上爲㆓金書㆒。百手悉中者爲㆓皆矢㆒。最希有也。」二水記に云。享祿三年二月三日。午時參内有㆓御楊弓㆒と見ゆ。嬉遊笑覽云。安齋云。楊弓其始をしらず。本は小童の楊の枝を弓に作て。もて

あそびとせしより起りたることなとにやといへり。かくいひては雀弓と異なるをなし。按るに。養由基の楊の葉を射たりと云傳ふる事によりて。さゝやかなる的矢なれは。楊弓とはいふなるべし。楊弓は今に絶ず行はるれど。雀小弓は。雍州府志に。近世亦翫之といひしは天和年間の事にて。其後すたれたるにや聞えず。楊弓の事書るもの一卷あり。其式委しくみゆ。楊弓のはやりしは。寛永前後のころ。犬子集。近年聞書の部に。世上に楊弓のはやり傳りければ。「楊弓の下手のさしきや夏こたつ」。鷹筑波集「楊弓か雀の森の三日の月」。目覺草(寛永二年光廣刪跋あり)。楊弓はいとけなきものゝさゝはき矢のやうにて。弓は寸尺にたらす。矢づかもなければ。射法にかゝはらす。何の用に立ことなしらず。たゞいたづらにかけものをあらそへるをみれば。博奕のたぐびなり。惡中が海上物語に。宮本武藏が楊弓を削りて樂むをみえたり。是は慶長中のをにや。また天和貞享ころの草子にも多くみゆ。一代男(三)。折ふしやうきう初りて。各々やう〳〵朱書くらゐにあらそはれしに。ある御方の道具をかりて。とり弓とり矢にして四本はづれず。一筋はきり穴(矢の條參看)に通れば。座中目を覺して猶所望するにかずあり。諸艷大鑑に。東山の遊び光寂一中まゐりに楊弓の會も詠くらし。又世の人心に。楊弓は一中かゝりに。大金貝の看板など掌るに追あらず。一中とは都一中がことなり。」また武江年表元祿十五年の條に。世事談を引て云。楊弓はみやこ一中此道を得たり。一表二百本殘らす的中したりといふ。元祿の頃。芝に五郎。未碩といふ兩人のもの其頃の上手なり。百八十四五の矢員。江戸中結改場の看板に記し。無双の上手といへり。頃年は百八十四五は常の事にして。百九十四五或は七八に及ふ。しばらくの程に世人かくは上手になれり(こゝに一中といへるは京師の人にして。今井一中といへり。貞享中江戸へ下り。館重興が楊弓射禮蓬矢抄の注解へ追考を著せり。上るり語の都太夫一中の事には非す。此頃より此道盛りに行れ。寛延の頃にいたりても結改場十三ヶ所を。再訂惣鹿子大全に載たり。今はこの態少しく廢れたりと見ゆ」。近來は楊弓場にて美麗なる少女を抱へ。若者の遊び所となれり(ミツバイ井ムの條參考)。而も明治二十年頃より。其の多くの資本を要すると。世の流行の衰へたるにより。楊弓場漸次廢業するもの多し。

ヤウサム 養蠶のことは。既に神代より傳りて其來る事久し。和名抄云。說文云。蠶(俗爲二蚕字一)。加比古。一訓二古賀比須一)。虫吐レ絲也」とあり。又同書に。說文云。繭(萬由)。蠶衣也。列子云。詹何者善レ釣人也。以二獨繭絲一爲レ綸(獨繭。比岐萬由」と見ゆ。古事記神代卷云。速須佐之男命立伺其態爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣神。故所殺神於身生物者。於頭生蠶。於二目生稻種。於二耳生粟。於鼻生小豆。於陰生麥。於尻生大豆。故是神產巢日御祖命令取茲成種」などあり。去れば太古既に蠶あるをしるべし。また養蠶の事の始めて見えしは。書紀雄畧天皇の六年三月辛巳朔。丁亥。天皇欲下使二后妃一親桑以勸中蠶事上。爰命二螺蠃一聚二國內蠶一。於レ是螺蠃誤聚二嬰兒一。奉レ獻二天皇一。天皇大笑。賜二嬰兒於螺蠃一曰。汝宜自養。螺蠃即養二嬰兒於宮牆下一。仍賜レ姓爲二少子部連一」と見ゆ。其十六年詔して國縣に桑を植しむ。また繼體天皇元年三月の詔に。詔曰。朕聞士有二當年不レ耕者一。則天下或受二其飢一矣。女有二當年而不レ績者一。天下或受二其寒一矣。故帝王躬耕而勸二農業一。后妃親蠶而勉二桑序一。況厥白寮暨二于萬族一。廢二棄農績一。而至二殷富一者乎。有司普告二天下一(書紀)とあり。元明。元正。聖武。平城。仁明中絲織奬勵せしむる條目あれば。養蠶の業益々進みしなるべし(續日本紀。類聚國史。日本逸史)。去れども未た充分ならさりしと見えて。朱雀天皇承平四年五月。左京職に宣して曰。生民の要業は織紝を本とす。家給人足は誠に此道に憑る。而るに近來民俗栽桑を勤めす。養蠶巳に乏し。坐して苦寒を受く。播植の狀を諸國に下知し。宜しく京內に命して。同しく種ゑしめよ。また天慶六年五月。左京をして桑を植しむ(國史紀事本末)。以上の如くなれば。上代より養蠶には大に意を用ひし事知るべし。後桃園天皇安永二年。德川幕府より。奧州福島本場の蠶種。近年贋造あるにより。其種へ改印を命せし旨を命す。是歲十月二十八日。武藏外六國へ令して曰く。蠶種は奧州福島本場にて製造せしを上種とし。養蠶せる國々にても望みしに。近頃贋種を福島種と唱へ種商とも賣鬻きしより。自ら蠶種の飼ひ違もありて。難澁する趣ありと聞く。依て今回蠶種製造の本場を調査し。似種似銘等なきかため。同地より出つる種へ改印を命せり。尤とも印鑑は各代官へ下渡し置しにより。所望のものは其代官へ請ふて印鑑を受取り照合すへき旨。官地の村々へ達し私領は近傍代官より通達すへし(牧民金鑑)とあり。後ち西洋諸國と貿易を開きてより。外商の生絲を買ふこと盛んなるを以て。忽ち本邦輸出品の多格をしめ。夬れがため養蠶家俄かに增加して。生絲を製出すること。徃昔に倍せり。然れども奸商亂惡の生絲を輸出するより。幕府また其取締を設く。慶應元年十一月中の觸書に。周防守殿渡書付。生糸の儀。近來實捌方猥に相成。諸民難澁の趣。相聞候に付。今般御取締の爲。諸國生產市方支配御代官において。御料は勿論。最寄小給所寺

社領の分共相改。御預所の分は銘々役場にて取扱。爲登糸又織元遣用。其外外國行の分共。夫々改印致し候筈に付。都て改を受。實意に取引可致候。尤御改方手數料として糸荷貫數に應じ。夫々口糸取立小給所寺社領の分は諸入費引去。其餘地頭へ取上。萬石以上領分の儀は。改印御貸渡し可相成候間。都て御領の振合を以て。領主にて相改手數料の儀所務致し。右取立高の內。相當の冥加相添。改濟候口々仕譯書一同。年々六月十二月兩度に。最寄御料改所へ可被差出候。然る上は是迄橫濱表行分。江戶問屋共方にて相改候仕來とも以來御廢止。委細の儀は最寄御代官所へ可被承合候。且蠶種紙の儀も。近來不馴のもの猥に製作賣買致し。養蠶の者とも難儀及び候趣。相聞候に付。是又生產市方御取締のため。國々支配御代官において御料私領の無差別。ゞ筋取締候者の內。肝煎申付元紙漉立候場所より買集改印の上蠶種製作人共へ相渡候筈に付。何れも右改印有之元紙へ種仕付け。銘々國所名前相記し。正路取引可致候。尤外國行の分は。製作出來の處。最寄御代官へ差出改印を受。相當の冥加相納候儀と相心得。以來生糸幷に蠶種紙共改印無之品。一切賣買致す間敷候。若心得違の者有之においては其品取上。急度可申付者也。右之通御料私領寺社領共不洩樣可被相觸候。」是歲五月。柴田日向守佛國に使し。操練及び造船の教師を求む。佛帝に贈るに。蠶種紙三万枚を以てせり。明治革新の後。生絲の事は貿易上に[illegible]するを以て。政府速かに其制令を公布せらる。明治元年十一月。收稅局より江川太郎左衞門等へ達に云く。今般蠶種紙生絲取締の爲め。株鑑札を渡すにより。其支配所內右渡世の者は東京府海運橋收稅局へ願出るやう達すべし。近傍の領主地頭へは夫れより達すべし。但本文願出る者。村役人奧印の願書を持參し。別に役人は差添には及はず(憲法類編)。また同二年九月。民部省布告に云く。諸開港場へ輸出の蠶種紙並生糸の類。贋作僞製或は不正の仕立荷を作り貿易を爲す者。間々あるやに聞ゆ。御取締は勿論遂には皇國の名義を汚し。隨て貿易衰頹。國民失利の基に付き。今般御取締のため。東京は從前の通り。其他大阪並諸開港場最寄へ改所を設くるに付。其旨は心得。右改所の內便宜の方へ輸送し。改を受けし上。外國人と取引きすへし。萬一心得違の者あり。無改の品を取引するに於ては。其品を取揚るのみならす。嚴に御沙汰の品もあるへきにより。心得違ひなきやうにすべし。但蠶卵紙は其生產する所の國所並製作人の名を紙背に記し。調印の上差出すへし。右の通り蠶糸渡世の者へ遺漏なく布達すへし。但委細は租稅司へ打合すへし。【稅則】種紙本部壹枚稅金永百文。生糸九貫目に付稅金四兩。眞綿九貫目に付稅金壹兩。慰斗糸九貫目に付稅金三分。皮ムキ生皮苧九貫目に付稅金壹分二朱。屑紙九貫目に付稅金二朱。出賣蛹九貫目に付稅金二分。山繭種壹斤に付稅金二分(大藏省刊行全書)。また同三年二月。民部省より頒布する養蠶方の下問に曰く。養蠶室建築の模樣氣候溫唆の用ひ振り。日除風ぬけの手當。窓戶の設方。」蠶卵の手置。原蠶卵の撰み方。」卵の蠶に化するとき。其年桑の樣子により遲速あらしむるの法。其遲速に付ての取扱振。」白繭を作る蠶。黃繭を作る蠶の養ひ方の差違難易。」蠶は幼稚の時。養ひ方別て行屆くべきの理。桑を用ひ度數。溫度の加減。蠶室の手當。」稚蠶を桑の花にて飼ふの善惡及雨露にぬるゝ桑の善惡。」獅子休より庭起まて休起の順序日限及ひ手當蠶褁の取り捨て樣。桑の度數。溫度の分量。」揚方手續繭になるの日限及繭の搔取方。」繭となりて後。蠶のさなぎに化するの日限及繭の手置。」さなぎになりてより蛾に化するの日限及蛆となるさなぎの因緣。」蠶卵を紙にとるの仕方溫度の有無。」總て蠶と化して繭となり。繭より蛾となるの日限。」春蠶の外夏蠶又は再出と唱へ卵となりて其年再ひ蠶に化する因緣。「附。右二種の卵を製するの法。」蠶卵紙一枚(本部半枚)。厚取にて蛾何個にて出來し。其蠶卵數幾粒あるの取調。」右紙一枚の蠶を養ふに。桑何株(馬に何駄)備ふへき算當及蠶室の間取。蠶具入用の積。」桑樹の種類。地味の善惡及培養の法。」凡そ蠶に障る氣候品物及蠶病の種類因緣。」都て養蠶に用ふる道具の寸法繪圖并蠶となり。四度の休み起より庭起後の樣子。蠶の圖。さなぎの貌。蛆と蛾までの處を丁寧に眞寫したる繪圖。但此分は養蠶場一最寄より一通宛にて宜し。」右擧くるところの條件は全其概略なり。各地各種の取扱ありて。尙ほ洩れたるの件も少からされは。篤と實地取調書取を以て申立つへし。凡そ養蠶を事とする者。三陸兩羽。磐城。岩代。信。上。甲。丹。但其外の地に至るまて其術日に新にして。各地桑畑の善惡を檢し。氣候の冷溫を計り。追々妙手段好工夫もあるべけれとも。所謂後世恐るべしの理にて。未た其至極を得たりとは云ひかたかるべし。且養蠶に卵種を製すると糸を繰るとの兩樣の別ありて。糸を繰るは卵種を製するの利に及ばずといふとも。必す其の土地氣候及ひ桑畑の美惡と養育の精疏功拙によれば。固より謂れあることにして。然も各其利を營み國用を增すものなれは。相共に其業を勉め。其理を考へ。更に至極の處に至る樣に心を用ふべし。」蠶に樣々の病種あり。生して兩三日の間かれになるとて。毛子のまゝ黑くなり。消失せるあり。又初度休二度の頃休まずとて其期を失ひ。次第に蠶の身縮少し死するあり。或はあかる蠶とて蠶頭大くなり。淡紅色になりて

ヤウサ

死するあり。或は縮蠶とて漸々に枯瘦して死するあり。或は庭休後俄の暑さ。東南風など烈く吹く頃に成り。ふし蠶とて蠶身の節々高くなり。終にたれ蠶とて黑く腐爛するあり。右等は其大畧なれとも。尙其上にも土地の異同氣候桑種養方の善惡にて。各種の病類あるべけれども。皆其由を審にせさるは其業を事とする者の怠にて。遂に人の知識を進むること無るべし。因て右等の病種中にて其說あらは書取を以て申立へし。都て前條の例に從ふへし。」絲を繰るに近頃二つ取といふ器械開けて。外國交易の品及從來の織物にも用て稍便利なれとも。未た其器精巧ならさる故に。外國人常に吾製絲の疎なるを厭ひ。價も貴からす。遂に蠶卵を製すると格別利益の差を生ぜり。然れとも世の養蠶都て蠶卵になるべきの理なく。縱ひ今その理ありとて人々養蠶後の營業にもなる事なれは。是非とも此繰糸器械を開き更に其巧を增し。繰糸家ノ利を殖したきことなり。因て近々外國より其器械を求め其製造を傳習して。容易く辨知するやう爲すべけれは。望ある者は早く名面を申立て置くべし。成功の上便覽せしめ。其器械を購ひ得る事をも許すべし。」「生糸の製宜しからす。西洋より繰糸器械を取寄すべき說。」前橋生糸改所は御取建の頃は種々の目的あることなるべけれとも。其目的十分行はれず。此改所のため益を見るは。僅に風袋紙の目方の揃ふのみにて。製方あしき糸を改め除くといふことなし。就中當年は格別前橋改糸には。汚れ又は繆れたる把糸あり。日本の生糸製方善からぬといふ譯は。全く好器械なき故なれは。歐羅巴樣の器械を日本にて仕立たきものなり(大藏省刊行全書)。七月。民部省より蠶種製造諭告書を頒布す。蠶種製造の者は可成精良の品を撰み。國內用に賣出し。又これを買入るゝ者は其價の貴きを厭はす。專ら精良の品を撰ましむ(大藏省刊行全書)。」八月廿日。民部大藏兩省の布告を以て。製種製造規則を定む。云く。各管內取調蠶種及種々原紙稅則製造人組合幷世話役撰擧方法年々鑑札收與とも。都て左の規則に照準し。取扱ふへし。尤とも右樣定規を立つるに付ては。是迄各地方に於て取締の爲め。其地出產種員數を改め鑑札を渡し。手數料を取立る向もあるやの趣なれとも。向後其地限右樣の取扱は決してならさるにより嚴に差止むへし。「規則」第一則。蠶種製造人へは御國內の原蠶種を製し。營業する者。幷外國輸出を渡世とする者も。都て其支配役所に於て。別紙雛形の通免許の鑑札を渡すにより。是まて仕來の凡積を以て銘々製造員數書取にて每年九月を限り。其支配役所へ申出つへし。但他人の生繭を買取り。蠶種を製造する者も仕來高を以て凡積員數書を差出すへし。」他人の製造する蠶種を買取り營業するものは。凡積員數を申立に及はす。但右種賣買の手續は第三則中の條令通たるへし。」免許鑑札は當省に於て製造し。年々各管內製造員數高取調當省へ屆出てし上にて。凡積員數を定め。支配役所へ渡し。十二月中迄に製造人へ下渡すへし。」右鑑札は本部種二十五枚(紙數五十枚)。以上は願人の見込に任せ。何程にても申立つへし。尤本部二十五枚以下は免許にならさるなり。但二十五枚以下製造する者は。申合の上にて定員數に相當するやう組合を立つへし。尤とも蠶種出來揚の上は。誰組の內誰製造と蠶種紙每に製造人の名面を記入すへし。」右鑑札は全每年凡積の免許高定に付き別段稅金は之れなし。尤とも其年出來高を改むるとき。員數鑑札と引替ふへし。」凡積免許の鑑札は年々引替渡すへきに付き。其年の見込に任せ。高の增減は願人隨意たるへし。」右規則を立て。免許鑑札を渡す上は。向後無鑑札にて濫製の者あらは其種を取上け。相當の過料を命すべし。」第二則。蠶種製造人は最寄を以て組合を立て。組內兩人宛更番にて世話役を定め。諸般世話方取扱を命すへし。但右組合は凡百人を目當とし。最寄に從ひ。取極むへし。尤とも土地管轄の分割によりて。組合人員の增減は便宜たるへし。」組內年々蠶種製造の免許高は。世話役の手許へ記帳を置き。其年養蠶の模樣蠶種の豐凶步合及出來高等世話役篤と取調へ。其支配役所へ申出。支配役所より當省へ申立つへし。」世話役たる者は素より蠶業熟練の者に付き。未熟の養蠶家へ方法を敎諭すへし。且養蠶のことに付き。新發明の事あらは其筋へも申立組內へも傳習すへし。但養蠶は桑畑の善惡取調方肝要に付き。川附荒蕪にて自然地味宜しき場所之れあらは。支配役所へ申立へし。支配役所取糺の上。當省へ申立次第別段の御詮議を以て開發をも命すへし。」第三則。每年蠶種出來揚のとき。都て各世話役にて組內を取調へ。蠶種紙每に改濟の證印を爲し。右員數書支配役所へ申立。支配役所に於て兼て當省より廻せし鑑札へ改濟の員數を認入れ。世話役へ下渡し。夫々製造人へ配分すへし。但蠶種出來方は氣候又は養方の差により遲速之あるへきに付き。時日見計ひ何度も改印すへし。附改印は支配役所に差置き。年々改のとき世話役へ渡すへし。」他人の生繭を買取り。蠶種を製造する分は其製造人の組內世話役に於て改濟の證印をなし。前同樣の手續を以て員數を改め。鑑札を渡すへし。若し右製造人養蠶場外の者にて組內世話役等之なくは。地方官より直に改濟證印をなし。員數を改め。鑑札を下け渡すへし。」右改めのとき最初願高より蠶種の出來高增減之あるは其年の豐凶により差構之なし。」右員數改鑑札へは御國內賣買外國輸出の分とも枚數を認入れ渡すへし。尤とも蠶種

紙毎に製作人居所名面其外とも別紙雛形の通調印すべし。但御國内賣買外國輸出の差別は員數改鑑札に認譯けるまてにて。蠶種紙へは記入に及はす。」各支配役所に於て右員數を改め。鑑札を渡すとき。本部二十五枚に付き金二兩二分の割合を以て。都て枚數に照し。製造税を取立。毎年十二月限製造人別出來種員數調譯明細帳を以。當省へ納むへし。」他人の製造する蠶種を買取り。賣買せんと欲する者は。都て右種元方にて買入のとき。其種に附屬する員數を定め。鑑札を添へ賣買すへし。但員數改濟證印を受けさる前は。賣買約束のことは格別なれども。蠶種他人へ賣渡すことを許さす。」外國輸出の分は。更に通商司に於て。輸出員數を改むへきにより。右員數を改め。鑑札を添へ。蠶種を同司へ差出し。改めを受けし上にて賣込むへし。但通商司にて輸出を改むるとき。尚又改印すへし。右員數改鑑札は其とき同司へ引上くへし。」通商司にて改濟の蠶種開港場に於て直に外國人へ賣込むとも。又は御國商人中にて賣買するとも。勝手次第たるへし。但右賣込の手續は是までの通たるへし。」御國内賣買の積を以て。員數改めを受けし蠶種を外國へ輸出せんと欲する者は。通商司へ願出つへし。通商司に於て。其年の蠶種出來高見合の上にて不相當之なければは差許すへし。但本文蠶種輸出のときは其蠶種に添へ。員數を改め。鑑札を差出すへし。尤も改方は前に同し。」第四則。御國内へ賣買する者の員數改鑑札は年々冬十一月限其支配役所へ納め。翌年の免許鑑札凡積を申立つへし。但外國輸出の分は。員數改鑑札は賣込前通商司へ納むるに付き。凡積免許鑑札願は同月限り申立つへし。」外國輸出蠶種は員數鑑札を添へ。賣込以前通商司へ差出すへきに付き。兼て其の心得を以て員數改めを受くるとき。鑑札數何枚にも小譯になすは勝手次第たるへし。但し員數改鑑札渡方は例之は蠶種百枚之れあり。十枚宛に仕譯。改鑑札十枚受くるとも五十枚に仕譯改鑑札二枚受くるとも。又は百枚鑑札にするも願人勝手次第なり。尤も現員數の外。二重鑑札を渡すを許さす。」第五則。新規の養蠶場にて試のため。蠶種を製造せんと欲するものは。最初より凡積爲しかたきに付き。其の年限免許高書入なき試業鑑札を受くへし。尤とも其の年製造の蠶種は前條の例に從ひ。員數改鑑札を渡すへし。其のとき半減の製造税を納め。翌年より凡積免許鑑札願其の外とも前例の通り取扱ふへし。但し從來の養蠶場にて其の年の摸様により。蠶種を製造せんと欲せば。最寄世話役を以て其の支配役所へ申立。臨時免許鑑札を願受くへし。右改方其外とも規則通たるへし。」免許鑑札を願受くる者。其年の養蠶不熟にて蠶種皆無の節は。免許鑑札其儘返納するとも

又は他の新繭を買入れ。蠶種を製造するとも勝手次第たり。尤とも凡免許高の當りを以て買入るへし。但蠶種出來の上は員數改は規則通りたるべし。」夏蠶并秋蠶の再出種其外等製造の者は其年の摸様により申立。臨時物として其時々願出次第鑑札を渡し。蠶種出來の上。改方は前條の通取扱へし。但右等の種類製造税は本種の半減を以て割合上納すへし。尤も改めのとき夏蠶又は再出といふ文字之ある改印を毎紙へ調印すへし。」臨時免許の鑑札も當省にて製造し。凡積を以て各支配役所へ廻し置へきにより。臨時願あれは凡積員數を認入て渡すへし。」第六則。原紙漉元は向後別紙雛形の通り。各支配役所に於て。職方の免許鑑札を渡すへきに付き。免許之なき者は決して漉立るを許さす。但漉立原紙の裏へ。漉主居所名前とも調印すべし。」原紙漉立の免許鑑札渡方は各支配役所に於て。是れ迄漉立職方の者を取調へ。其名面を當省へ申立の上渡すへし。但名面申立のとき。是迄右職方にて漉立し原紙員數三箇年分を取調へ申立つへし。」右鑑札は原紙取締の爲め渡すに付き。税金は之れなし。尤とも年々引替には及はさるなり。」右原紙は各支配役所に於て改濟の上にて別紙雛形の通り。打込の改印を受取りし後にて賣買すへし。右賣買方は是迄の通りたるべし。尤とも右打込印なき分は一切賣買すへからす。若し不心得の者あらば。見當次第其品を取上け。相當の過料を命すべし。但蠶種紙となりし分も右に同し。」右原紙其支配役所にて改を受くるとき其地の相場を以て代金二十分の一(但金百兩に付き。五兩の税金)を納むへし。」原紙是迄各地に於て厚薄數段之れあり。相場立も目方と枚數との不同あれとも。以後は都て百枚に付き。凡七百五十目より八百五十目迄を限り。漉立て相場立も金一兩に付き。何百目と定め賣買すへし。」新規原紙漉立を願ふ者あらは支配役所に於て其地楮の模様及水土の可否取調の上。至當の筋なれは其段を當省へ伺の上にて。漉立を免許すへし。」原紙漉立方之れある場所は。其支配役所に於て。職方株竝改濟の上。打込印をなせし員數税金とも綿密に取調へ。年々八月中當省へ差出すへし。」第七則。毎年凡積免許鑑札願は其年桑の繁盛を見計ひ。九月限り支配役所へ申立。同年十二月中鑑札を下渡し。蠶種出來の節員數を改め。鑑札と引替ふへきにより。免許高員數改高支配役所にて簿冊を製し置き。詳明に記入すへし。但臨時鑑札渡方之れある分も。明細に簿冊に記入すへし。」總て其支配役所にて取扱ひたる本種竝夏蠶再出其外の免許鑑札員數改鑑札の渡方引上方を明細に記したる帳面を添へ。引上けし鑑札類引纏め。年々十月限當省へ差出すへし。」蠶種原紙とも諸税金は蠶種製造高原紙漉立高に照準し。詳明

ヤウサ

に記載したる帳面を添へ。年々八月限り大藏省へ納むへし。但右規則を立つるに付ての諸入費は一ヶ年試の上申立つへし。」總て右規則に戻りたる取扱あれは罰を命すへし。但何人にても如何の取扱之ありと見受けは。始末柄を取調手續を不論。其支配役所へ申立つへし。若し組内の者不正の筋之あり。世話役不心附して外方より顯はるゝに於ては。世話役も罪科たるへし。以上(大藏省刊行全書)。」同月民部省より上品蠶種褒賞規則を達して。曰く。今般各地方蠶種品位の鑑定法を立て。上好の蠶種製造の者へは其等に從ひ。褒賞を下賜し。其名をして廣く天下に公布し。其業を事とする者の模範たらしむるにより。養蠶場管轄の地方官に於て。管内詳明に取調へ。左の規則に從ひ。最好の品を鑒別し。國限の優等三位を撰擧し。每年約八月中民部省へ差出すへし。「規則」養蠶場管轄地の模樣に從ひ。最寄に於て組合を立て。一組概算百人と定め。組合中公選入札の法を以て。篤實研業の者二人を選擧し。其組内の世話役とすべし。但右公選法は時日を定め。組內の者。管轄の官廳へ集會し。銘々選擧すへき人の名を記したる小札を印封して差出し。入札畢て。縣官立會の上開封し。其撰に當る人名を稠衆に宣布し。之を書冊に記し。擧數多き者を以て其組の世話役とし。勤役年限は凡四年を期として。更に此法則を以て交代の者を選擧すへし。其給分は一ヶ年試の上にて。集議によりて之を定むへし。」世話役は養蠶の時節に至らは組內養蠶方蠶種出來の摸樣を見計ひ。上好の蠶種製作の者は其名面を記し置き。蠶種出來揚の上。員數改鑑札願受の時。地方官へ申出。右蠶種本部へ二枚を見本として差出すへし。但其蠶種出來の原繭の見本。出殼繭數三十個を添ふべし。右見本は鑒定濟の上。都て本人へ下遣すへし。尤も蠶種白繭黃繭の差別なく。品格の上下に從ふへし。」各組合に於て。右の方法を以て最好の蠶種世話役より差出せし上にて。管轄の地方官にて取纏め。一國限の最高品位鑒定法を爲すへし。」一國限の優等鑒定法は管轄地の分割に拘はらす。支配地蠶種製造の者擧數多き藩縣を以て。一國限の總鑒定場と定め。各藩縣とも上好の蠶種を世話役より差出せは。右總鑒定場へ取寄。每組の世話役集會熟覽し。入札を以て。其國限の優等三位を選擧すへし。」一國限三位の優等に擧る者は。管轄の地方官に於て。左の雛形の通。功牌を製し。衆人注目の場を選みて之を揭け。且其國限り養蠶場へ其の由を布告すへし。但三陸兩羽。磐城。岩代。上野。信濃。甲斐。其外國々共此例に准すへし「賞格」國限蠶種上好品位「第一等。第二等。第三等。」但賞典は選擧のときに至り達すへし。」一國限鑒定の法了りし上にて。右優等三位の蠶種並出殼繭とも民部省へ差出すへ

干支年月製作
武藏國産蠶種上品三等之差別
第一等　何藩縣支配所何國何村誰組合誰製之
第二等　同上
第三等　同上

し。民部省に於て汎く精業研學の者を選み。入札を以て更に鑒定を經。御國内の優等三位を選擧す。此優等三位に入るは御國内の最上品に付。民部省に於て左の雛形の通功牌を製して衆人に揭示し。且新聞紙を以て其名を天下に公布し。養蠶家の龜鑑とすべし。

干支年月製作
御國產蠶種上品三等之差別
第一等　何藩縣支配所何國何村誰組合誰製之
第二等　同上
第三等　同上

「賞典」御國産蠶種最上品位「第一等。第二等。第三等。」但賞典は選擧のときに至り達すへし(大藏省刊行全書)とあり。十月布告を以て。尚右規則附錄書を達す。」組内の者不正の筋之あり。世話役心附かすして外方より顯はるゝに於ては其世話役の越度たるに付き。其科の輕重により。世話役の給料一ヶ月分より三ヶ月分迄を科料として取上くへし。若又世話役自ら不正の事を謀るか。又は不正の者へ黨與せしこと顯はるゝに於ては。規定の年限に拘はらす。役義を召放し。縱令勤年限未滿なるとも二ヶ年以上の給料丈割合を以て科料金を取上へし。且世話役其職を怠り。又は其組内に協和せさる時は。年限中にても他の相當のものを選ひ。交代せしむる事あるへし。「追加例則」不正の筋之れあるを他より見出し。訴出つれは糺の上。事實相違なき上は科料金を取上け。品代とも高の二十分一を以て。其訴主へ下與するに付き。其地方官廳より給與すへし。」取上品は原紙は打込印をなせし上にて。滙元へ拂下くへし。蠶種仕附之れある分は雛形の通り。取上品證印を押し。國内用として其時々公の入札を以て拂下くるとき。第三則中の第四節及ひ同則中の第五節に記載せる旨趣に倣ひ。買受人の居所名前其外とも押印をなさしめ。改濟の證印をなし。幷員數改鑑札を渡すへし。但取上品は外國輸出を許さゝるなり。附取上品の印は地方官にて雛形の通彫刻し備へ置へし(雛形畧す)。」諸種の科料金取立幷取上品入札拂等之れあるときは。右金高調帳を添へ。第三則中の第五節に揭くる通り取計

ヤウサ

ふへし。」製造人とも本年買入の原紙不用となり。其儘所持するものあらは。本年限其支配役所より管外各所持主を取調へ打込印をなし。且規則通り收稅の上。右原紙は明年の用に供せしめても苦しからさるなり。」原紙幷蠶種紙改印。原紙製造人及ひ蠶種製造人名面記入の位置は雛形の通心得へし。」油製印肉は蠶種紙へ害をなすにより。蜂蜜製か或は酒製の印肉を用ひ。成るへくは油製を用ふへからす。「褒賞規則」第一章但書。」世話役勤務中年數四年を限ると云とも。期限の後再ひ集議を遂け。尚其者の勤續を願ふもの夥多なるは尙四年の勤役を命すへし。然れとも合せて八箇年の年限を踰るを許さす。若し八箇年の勤務中格別の功勞あらは免職の時。別段褒賞の沙汰あるへし。」末章。御國產種最上品位三等に登りし者之れある組合の世話役は別て褒賞の典あるへし。但一國限の優等に擧りし者の蠶種竝出殼繭とも。其地方官にて取調。大藏省へ差出すとき。其製造人名前及ひ世話役名前をも添へ差出すへし(大藏省刊行全書)。以來右に就ての布令等時々あれども畧す。明治十八年十一月二日。農商務省達。蠶絲業組合準則。」第一條。蠶絲業に從事するものは郡區又は町村の區畫により組合を設置すべし。但自用のみに供する者は此限に非す。」第二條。組合の名稱は何(府縣)下何(郡區町村)蠶絲組合と稱すべし。」第三條。組合は左の目的を以て規約を定むべし。」第一項。繭は春夏秋若くは黃白の種類は太陽殺蒸殺燥殺等混淆したるものを賣買せざる事。」第二項。製絲に最も良好なる種類を育養する事。」第三項。樹桑の栽培蠶兒の養法を全良ならしむる事。」第四項。繭の貯藏法を完全ならしむる事。」第五項。蠶卵の檢査法を設け蠶病を豫防する事。」第六項。諸繭荷造の上は其組合の名稱及製造者若くは取扱人の姓名を記入したる標章を付し賣買する事。」第七項。一梱は勿論一綛若くは一把中良否混淆等のものを製造販賣せさる事。但等級を區分して一梱となしたるものは此限にあらす。」第八項。生絲の製造及結束に不正の重量を付し。賣買せさる事。」第九項。綾取ある揚籰を用ひ。尺度を一樣ならしむる事。」第十項。生絲の結束及綛の量目を一樣ならしむる事。」第十一項。提造島田折返造等の生絲を揚返さすして其儘改造賣買せさる事。」第十二項。生絲檢査法を設け。其精粗を監別し。及製造上の弊害を矯正する事。」第十三項。生絲荷造の上は其組合の名稱及製造者若は取扱人の姓名を記入したる標章を付し。賣買する事。」第四條。各組合は委員を設け。組合中の事務を擔任せしむべし。」第五條。組合員は必其組合の證票を携帶すべし。但證票には管轄地方廳の撿印を受べし。」第六條。組合委員は時々組合內の實況を檢査すべし。」第七條各府縣下便宜の地に取締所を置き。各組合を統轄し。組合規約の實施を監査すべし。」第八條。取締所の役員は各組合の委員中より互選すべし。」第九條。組合及取締所に關する費用收支は各組合員集議を以て之を定むへし。」第十條。全國中便宜の地に蠶絲組合中央部を設け。各地方蠶絲組合取締所の氣脈を聯通すべし。」第十一條。蠶絲組合中央部の規約は當省の認可を受くべし。」第十二條。蠶絲組合中央部の役員は各地方蠶絲組合取締所の役員中より互選すへし。但時宜により役員外の者と雖とも。之を撰擧するを得。」第十三條。蠶絲組合中央部の費用收支は各地蠶絲組合取締所役員の集議を以て之を定むべし。」第十四條。右各條の外組合に於て必要と爲す事項は。適宜に其規約を設くる事を得。

【稅律】租稅志云。蠶種竝生絲稅(蠶種生絲眞綿繭類の海外に輸出するもの。維新の初め。蠶絲改所を各開港場に設け。其輸出を點檢して收稅せり。明治三年蠶種製造規則を創定し。內外國用を分たす。均く稅金を賦課し。且つ蠶卵を產著する用紙の制を設け。之れを原紙と稱し。是亦檢査手數料を收む。五年に至り。更に印紙稅を起し。次て生絲に及ほせり。抑蠶種絲は貿易の要品とす。而して明治三四年の間。歐洲諸邦蠶病の盛なる各地良種に乏く。外商の我邦に求る者。一時翕然として市場に聚れり。此時に當り。機に投し利を射るの徒。往々粗製濫造の弊有り。遂に其衰頽を致す。因て之を檢束徵稅す。然るに時勢事業の進步に隨ひ。其勸業の旨に戾するものあり。十年以來相次て此を廢せり)。」今上天皇明治元年閏四月。大總督府達。蠶種並に生絲を橫濱居留の外國人に賣る者。今般江府に於て改所を設け。印稅を收入すへし(是れ武藏。相模。上野。信濃。下野。美濃。尾張。近江八國諸藩。丹波。丹後。但馬。越前。越中。加賀六國の各代官に達する所なり)。」二年六月民部省布達。蠶卵紙生絲屑絲出殼蛹眞綿とも。東京鐵砲洲居留地並に橫濱港外國人に賣るは。總て東京蠶絲改所の撿査を受くへし。但其の製作人に株鑑札を下付す。」九月民部省布達。蠶種紙生絲の類贋作僞製等を以て。貿易を爲すの聞えあり。今般管理の爲め。東京は從前の如く。其他大阪並に諸開港場近傍に改所を設るにより。便宜の地に輸送し。撿査を受け。左の如く納稅すへし。」種紙本部一枚永百文。生絲九貫目金四兩。眞綿九貫目金壹兩。熨斗絲九貫目金三分。皮ムキ生絲苧九貫目金壹分貳朱。屑絲九貫目金貳朱。出殼蛹九貫目金貳分。虫繭種一斤金貳分。」三年八月二十日布告。蠶種近來濫製ありと聞く。畢竟無識の細民自己目下の小利を貪り。終に外國貿易上に名產の聲價を減却すへきに依り。今般左の如く規則を定む。明年より都て之に照準すへ

ヤウサ

し。從來各地方に於て鑑札を下付し。手數料を收入せしもの向後其地限の處分を爲すへからす。各支配役所に於て員數改鑑札下付の際。本部二十五枚に金貳兩貳分の比例を以て。都て枚數に應し。製造税を收入すへし。試に蠶種を製造するものは半減の製造税を納むへし。夏蠶種並に春蠶再出種等の製造税は本種半減の比例を以て納むへし。原紙檢査を受る際。其地の時價を以て代金二十分の一(金百兩に五兩)を納税すへし。蠶種原紙の諸税金は年々八月を限り。管廳より大藏省に上納すへし(蠶種製造を業とする者。凡そ百人內外を一組とし。毎組世話役二人を置き。部內の事務に幹たらしめ。製造を免許するは必す本部二十五枚。即ち折半紙五十枚以上に限り。其以下の小數は他人と合同して定數に滿たしむ。而して毎年九月製造人をして。明年製造の員數を開申せしめ。之に鑑札を下與す。之を免許鑑札と謂ふ。既に之を製造すれは其員數を點撿し。鑑札を付與す。之を員數改鑑札と謂ふ。原紙とは即ち蠶卵を產著する用紙にして。紙工は官の免許を得るにあらされは。之れを製するを得す。製紙百枚の重量凡そ七百五十目より八百五十目に至るを制とす。製造成て地方官之を點檢し。檢印を加ふ。之れ無けれは賣買を許さす。此他管理の法尙ほ多しと雖も。今之れを省略す)。」十月布告。蠶種製造は國內賣買外國輸出の別なく。都て本部二十五枚に金貳兩貳分を收入すへし。夜附種の製造税は本種の四分一とす(夜附種は一に餘附種と曰ふ。剩餘の義なり。即ち蠶蛾既に卵を產し終り。再び雄蛾に接して卵を產し。卵精薄弱下品のものを謂ふ)。「五年六月十四日布告。蠶種は以來國內賣買海外輸出とも免許印紙を下附するにより。蠶種紙の裏面に貼附すへし。免許印紙は大藏省に於て製造し。各管廳稟申の蠶種總數を概算して下付すへし。蠶種紙は從來二枚を合て本部一枚と稱せしを。自今本部の名を廢し。竪曲尺凡そ一尺一寸七分。橫七寸四分の全紙一枚を以て。蠶種一枚と稱すへし。免許印紙料は國內賣買海外輸出とも蠶種紙一枚に五錢を收入すへし。但印紙料は印紙下付のとき收入し。自用種たりとも同一とす。蠶種原紙の諸税金は收入ことに上納し。其年十一月を限り精算すへし(是時蠶種製造規則の改正に隨つて。曩の製造税を廢し。印紙税を起せしなり)。」十一月八日達。生絲のこと從前各所區々の收税あるものは本年より廢すへし(大藏省建議の畧に曰く。生絲は本邦の名產民間有用の物品にして。其利益尠からす。故に舊幕府は勿論藩々皆税法の設けあり。維新の後通商司に於て海外輸出のものを檢査收税し。內地の收税は之を廢すと雖も。當時尙ほ存する者有て比隣法を異にし。一管內に於ても管轄の新舊に依り。收税有無倖から

ヤウサ

す。頗る不公平なるを以て。宜しく一般の定法を設くへし。然るに近來蠶種貿易の盛なる無識の細民目下の小利を爭ひ。自ら實產の製絲を拋ち浮利の製種にのみ趨るの形狀を來たし。實に產物の衰廢に關するにより。生絲製造は深く注意し。大に國利を興すへき保護の方法を設け。勸奬誘導せしめんことを要す。因て先つ從前各所區々に收税するものは。一切廢除せんと乃はち裁可此達あり)。」六年一月三十日布告。生絲は國內の名產なるを。近來製方麁末に流れ。從て品位劣り。加るに詐僞の所業尠からさる聞え有を以て。今般保護の爲め。左の如く規則を定む。地方官に於て厚く注意し。詐僞濫製なからしむへし。生絲は海外輸出國內用の別なく。都て結目に用ふる印紙を大藏省より地方官に下付すへし。但し本年六月一日より施行す。地方官は結印紙を生絲改會社に賣下し。會社は各製絲人に賣下すへし。製造人は。印紙を買受け。之に國所姓名を押印し。生絲毎一繰又は中結に結用すへし。結印紙は定價を以て地方官より會社に賣下し。直に代金を收入し。其時々租税寮に納むへし。結印紙代は左の如し。鐵砲造島田造其外に用ふる中結印紙百枚金五錢。提造其外小繰に用ふる印紙一枚金三錢五釐。繭類に用ふる印紙一枚金五錢。眞綿に用ふる印紙一枚金拾錢。玉絲熨斗絲屑絲皮むき等總て生絲同一に印紙を用ふへし。繭眞綿出殼蛹山繭等の類は都て毎箇上包に印紙を貼用し。製造人國所姓名を詳記すへし。但一箇と爲らさる品は印紙を用ふるに及はす。

繭・出殼蛹・山繭　一箇重量七貫目までを限り裝置し。印紙を貼用すへし。但重量七貫目未滿たりとも。一箇と爲るものは印紙を用ふへし。

眞綿　一箇重量九貫目までを限り裝置し。印紙を用ふへし。其餘前に準す。

三月廿三日大藏省達。生絲賣買營業の者は舊蠶絲改所に於て鑑札下付しあれとも。更に國內一般生絲營業者其地の景況に應し。會社を結合せしめ。賣買鑑札租税寮より下付するにより。管廳に於て調査收與すへし。鑑札料は一枚に金五十錢を上納せしむ。但舊蠶絲改所下付の鑑札所有の者は鑑札料を收入せす。新鑑札を下付すへし。鑑札燒失流失盜難等にて失ひ。更に下付するときは鑑札料の半減を上納せしむへし。賣買鑑札は一名一枚に限らす。願に依り。何枚たりとも下付し。鑑札料は總て收入すへし。」四月十七日布告。生絲鐵砲造は造上けの後。中結の卷紙を用ひ。其上に化裝紙を用ふへし。化裝紙の賣下は他の印紙同一とす。化裝紙代價。一枚金三錢。鐵砲造と爲すに足らす。小提にて賣買するは提絲と同く。結紙を卷用すへし。」二十八日布告。蠶種紙免許印紙料は國內海外輸出共以來一枚金十錢を收入すへし。」

八年二月二十二日布告。蠶種印紙税は春蠶并に夏蠶掛合せ。風穴種等の區別なく。都て左の如く收入すへし。全紙貼用淡墨色印紙一枚金十錢。分裁紙貼用黄色印紙一枚金二錢五厘。但半裁には二枚。四裁には一枚を貼用し。其の比例を以て税金を收入すへし。」六月十三日布告。蠶種印紙税左の如く改正す。全紙貼用淡墨色印紙一枚金六錢。分裁紙貼用黄色紙一枚金壹錢五厘(半裁四裁に貼用の比例は前條に仍れり)。」十一月十日布告。生絲賣買鑑札水火盜難過誤等にて遺失或は毀損のときは。管廳に申出て。新鑑札を受け。手數料として一枚に金貳拾錢を納むへし。」九年七月四日大藏省達。生絲賣買鑑札改名代替轉居等により書換下付するときは。手數料金貳拾錢を收入すべし。」九月廿一日内務省達。」玉絲熨斗絲屑絲皮むき絲は勿論。繭眞綿出殼繭山繭等賣買營業の者と雖も。生絲賣買鑑札を提携せしむべし。」十年四月廿五日布告。生絲管理の規則自今總て廢止す(大藏省建議の略に曰く。生絲濫製僞造なからしめん爲め。既に數次の法令を布き之を管理せり。然るに時勢と事業の進歩するに隨ひ。専ら之を撿束するは大に保護の主意に悖るの状況あり。因て之を廢し。益其業を奬勵せんと。乃ち裁可此布告あり。是に於て收税のこと即ち廢絶せり)。」三十日内務省達。生絲賣買鑑札以後廢止す。」十一年五月四日布告。蠶種製造規則及び追加の條とも自今總て廢止す。蠶種の收税是時に於て廢絶せり。明治十九年八月。農商務省令第九號を以て。蠶種檢査規則を定め。三十年三月法律第十號を以て前則を廢し。蠶種檢査法を制定す。同年六月農商務省令第八號を以て同法施行細則を定む。同月勅令第百七十號を以て。蠶種檢査の手數料に關する件を公布し。同七月勅令第二百四十九號を以て。蠶種檢査の爲に要する費額の十分の三を國庫より補助すと公布せらる。卅三年三月法律第四十五號を以て。蠶種檢査法の改正あり。同七月農商務省令第十七號を以て。同法施行規則を公布し。三十四年三月同省令第三號を以て。蠶種檢査法を施行せざる地方を指定す。又廿八年六月法律第三十二號を以て。生絲檢査所法を制定し。同四月農務務省令第三號を以て同法施行細則を定め。三十四年三月法律第六號を以て。同檢査法中改正あり。而して三十年法律第四十八號生絲輸出奬勵法は。三十一年五月法律第一號を以て廢止せられたり。尚桑樹及蠶の保護に關しては屢〻訓令する所あり。

ヤウシ　養子といふこと。ふるきことなり。跡部光海の日本養子說に。神代卷曰。天照大神勅曰。原二其物根一。則八坂瓊之五百箇御統者。是吾物也。故彼五男神。悉是吾兒。乃取而子養焉。是我國養子の始なり。天位をつき給ひ。又御血統をつき玉ふべき物根を尋給ひて。五男神を御養子となし給ふて。忍穗耳尊は天位をつき玉ひ。殘四神は御助となり給ふ。上古に養子の沙汰まれなり。成務帝に至て皇子なく。日本武尊の御子を養て位を讓り給ふ。仲哀帝是れなり。又清寧帝に皇子ましまさす。履中帝の御末裔。播磨國に流浪し。賤しき身とならせ給ふを。尋出し給ひて。御位を讓り給ふ。顯宗帝仁賢帝是なり。其後武烈帝暴惡にて崩し玉ひ。皇子なけれとも。大伴金村の大連の計ひにて。仁德帝の御末。越後國にいますを迎へ奉り。卽位ましく〳〵。繼體天皇と申奉る。是は御養子といふ御名はなけれ共。皇統一脉の御相傳といふ所はかはりなし。誠に宇宙第一目出度無双の神國なり。夫より今上皇帝に至り給ひ。無窮の神系有り難き御事なり。さて末代に至り云々。子なきものは養子の義なくては叶はぬことなり。先つ神代御掟のことく。一脉を尋求めて相續すへし。若し一脉相傳なければ。他姓を養て其家を讓るへし。たとへは草木も接木をするが如し。小梅の木を臺にして。豐後梅をつくときは。臺の氣をうけつきて豐後梅となるなり。勿論臺の花も吹す。臺の味もなられとも。一氣の相續する事は必定なり。他姓の養子もまた如此なり。或ひと疑ふ。接木は梅に梅をつき。桃に桃をつげはつくなり。外の木をつげはつかす。然れは同姓は接木になり。他姓は接木になるまじといふ。一理聞えたるやうなれとも。大本をしらさる疑ひなり。日本の陰陽五行を以て日本に生したる人は。梅の木に梅の木を接くことし。異國の人を以てつくは。たとへは桃の木に柿の木を接が如し。必定つかぬはずなり。人々の内にも日本の人は同氣なり(中略)養子たるもの恩を感し。義を重し。其姓を大切にせば。實子に均し。養子をするものも人をえらはす。金銀を貪り。他姓の人に祿を讓らは。寶物にしたるも同然にして。相續の道理なし。然れは養子たる者養父へ不孝にして。家督相續る處の義を忘れ。恩を忘れ。養父へ睦しかられは。其道に背き神慮にたかふ。愼しまさるべからさるなり。政をする人も。臣下の筋目功業ある者に。同姓の者相續すべきもののなきとき。他姓の養子を許さすは。不仁の政なり。然れは氏族辨證の說の樣に一偏に同姓の外養ても益に立すといふは非說なり。勿論同姓の近きをさし置き。遠き他姓を養ふは非禮なり。異國も禮記抔に。爲二人後一者。爲二其私親一降二一等一といふことあり。是養子養人といふ名は見えれとも。人の家督をとりたるものは。吾か親類へは。一等つゝ服もさけるといふ事なれは。天地自然養子のなくて叶はぬ道理もしれり。【猶子】又古き書に猶子とあるを養子といふも誤なり。禮記の本文より出て。兄弟の子は猶レ子といふから云事なれは。猶子は甥のみなり。諸書に

ヤウシ

誰を猶子とすとあれば。甥分にしたるといふ事なり。又同姓を娶らぬは周の世の法なり。周の世以前此禮なし。我國には本より同姓をきらはす。然れとも上古のやうに姉妹姨とも娶れば。別なく禽獸に似むとて立たる法なり。西土も周の代此風ありたる故に。此法立たるなり。續きの遠き同姓は元より其嫌なし。」西土の風を以て概論す可らす。享保壬寅歲十月日。光海翁識。この奥書に。跡部氏日本養子說。借二抄于大澤待從家一。按。此論必有レ爲而作也。方今之時比屋養子。率多二他姓一。此論可二以釋言一癸巳未孟冬六日。杏花園とあり。猶子といふ稱は。禁裏公家がたにあり。貞丈雜記云。猶子と書て子のごとしとよむ也。禮記に兄弟の子は猶レ子とあり。猶子とは甥の事也。然るに今は他人を子ぶんにする事を猶子と云。養子にもあらす子ぶんと云ふ事。上古はなき事也。中古以來の事也(花園左大臣有仁公後三條院御子也。白河法皇の御猶子と云此比既にあり。武家には猶子といふ名目はなし。殿居囊服忌令の條に。猶子之儀服忌令御定無之候に付。前々より問合有之候ても挨拶におよびかたき旨挨拶仕來候。其譯者猶子之義者。公家衆寺院等之外御家に無之。御條目にも無之。服忌令御定にも不被書載哉に相心得罷在候。しかれとも稀に者武家にも猶子有之。右服忌之儀承合候向も有之候得共。着服之品斗りに無之。一躰猶子之名目前條之通り。御定無之候事故。御定無之品有無相答候得者。則有無之極に相成候に付。前々より有無とも不相答仕來に御座候。元文之度服忌令御改正之砌洩候分。其外悉しく御書載可然旨。掛り一同評議之上相窺候處。數ヶ條御附札之內。すへて服忌令へ不書載分者。彌以不及沙汰と有之候間。猶子之服忌不及沙汰之旨相答候段。此度被仰渡候趣にて者行屆不申奉恐入候。以來猶子服忌之沙汰に不及。本姓之親類定式之通受可申旨取極候事」と見えたり

【養子の制規】大寶の戶令に曰く。凡無レ子者聽レ養下四等以上親於二昭穆一合者上(謂昭者明也。爲レ父故曰レ明也。穆者敬也。子宜レ敬レ父也。凡取二養子一者。年齒須二相適一。何者下條云。男年十五聽レ婚。既定二夫婦一理當レ有レ子。然則年十五者則於二三十者一有二爲レ子之道一。年四十者則於二廿五者一。有二爲レ父之端一。擧二其一隅一餘從可レ知也)。即經二本屬一除レ附とあり。又鹽尼に。淺見安正の氏族辨正は我國の律令を考へずして。專ら異邦の說のみを取れり。令曰(戶令)の(前同文)を援き。名例律の注に違ひて。養子する類は改正すべしと云々。戶婚律に云。異姓の男を養ふ者徒一年と云々。注に異姓の男は本族類に非す。これ法に違ひて收養する故徒一年也。女を養ふ者は不坐といへり。異姓にして人の子を與ふる者は笞五十の由。律に見えたり。以此考へ見よ。從古我が國の政其正しき事如此。然れとも又前勅に依て異姓を養ふ事なきに非ず。法曹至要抄云。雖二異姓一聽二收養一即從二其姓一云々。是各別の子細ある時の事にして。常例には非ず。其ゆるしなくしては他姓の子を乳育すといふ共養子の號を得すと律の戒嚴なり。かく正しき前世の令典を外にすへきや。凡古への勅命にあらざれは養ふ事不レ克。後世のみだりかはしき私と同しからず。慶長の台諭亦異姓の養子を禁したまひし故。ある時は別に台命ある者歟。我公國代々の御定日亦同じ。此等を捨て私の議論はおこの事にや。但し安正は京師市井の人也。今時商家私に養子するの非多きを見て痛思へるも宜なり。」今至尊の勅幕下の命及び國君の聽しを蒙りて異姓の子を養ひ其稱號を承しむるは。もと我前王の法に依れり。豈これを非とせんや(雖二異姓一收養聽從二其姓一云々)。他姓を養子とする事は根本やむ事得さる時の事なり。後世同姓の親も微賤なれば取らず。異姓の屬高く貴に且威勢あれは必これを取て養て。或は金銀を添て與ふる者を希ひ。甚しきは公儀をかすめ他人の子を乳育して實子なりと啓する類あり。此等は道に違ひ。律を犯せる罪人なりけり。」さて上卷家督相續の條に。德川幕府時代。養子に就ての令達を載たれど。右に洩れたるもあれば茲に出す。宜く彼條と通はし見るべし。享保七年の達に云く。十七歲未滿にて相果候者跡目不被仰付難立家督之事。」實子無之者六十歲迄。養子願不差置。相果候者。末期養子難叶。難立家督之事。」實子無之者四十歲之後迄。見合養子願可仕事。四十歲以下にては難濟候事。」妾に男子出生之後。妻に次男出生致候得者。妾腹之次男を嫡子に可被仰候事。」實子無之。叔父舍兄へ家督相續被仰付候は家柄宜。急度御譜代筋目之者に限被仰付候事。」實父隱居にて罷在家督之砌相果候砌。隱居へ家督相續被仰付候者。家柄宜元來御譜代筋目之者に限被仰付候事。養父隱居にても同前之事。」親類之內。從弟迄之續之者有之者。他人より養子難叶候。尤其親類之者望無之候得者。其趣證文を取。支配向へ斷。其上にて他人養子被仰付候事。但聟養子も同前之事。」嫡子相果候砌。孫有之者。嫡孫承祖と家督願可差出候事。」實子にて御奉公難勤儀。憚成儀に候得者。養子被仰付候事。」實子有之處。病身に而御奉公難勤。或者身持不宜砌。惣領除相願。二男へ家督願。又は孫有之時者。嫡孫承祖願等相濟候事。但養子も被仰付候事。尤二男三男。孫有之者難濟事。」神田。櫻田兩御殿より御供仕候家之輩。實子に而家督相續養子願者難立候事。但布衣以下者娘有之者。聟養子被仰付候事。」陪臣より養子願いたし候儀。妻緣之甥從弟迄之續者被仰付候間。可得其意事。」續無之他人より陪臣之子養子不相成候。惣而御直參向輕

き者に至迄。御譜代之分親類たり共。浪人百姓より養子之儀者決而不相成事。」惣而御直參之面々。御目見以上之者勿論。御目見以下末々輕き者に至迄。養子之儀者大切之事に有之候處。御定之外筋目も不糺。生所を押隱し。親元を取拵。金銀を以。家株賣買同前に內々取極。養子願差出し。重御仕置被仰付候事にて候。向後者彌以嚴重に御吿有之候。親類無之陪臣續有之候共。百姓。町人。浪人抔より取拵致し。御後闇き致養子候者。双方親子者死罪。其世話人遠島致口入候類并親類迄も御吿可被仰付候事。右之通被仰出候間。御譜代之面々輕き者に至迄。厚相心得候樣可申渡候。右之段松平左近將監殿於宅頭々支配向々へ口上を以。厚被仰渡候。享保七寅年四月。」御目見以下之者。元來御譜代にて無之者御取立に而御役替被仰候者。唯今迄は御譜代同事に跡目被仰付候得共。自今は御譜代筋に而無之者何樣之御役被仰付候共。譯而御譜代同意に可被召仕候との被仰出無之內は。跡式被仰付間敷事に候。右之趣頭支配向々へ可被達候以上。享保七寅年八月。」御目見以下御譜代之面々へ。先達而被仰付候。御目見以下御譜代之儀。元來と有之は御本丸に而被召出候分は御譜代に而候。神田櫻田御兩所に而新規被召出候者は御譜代に而は無之候。然共御本丸之御譜代之續を以被召抱候分は。御譜代同意に候。右御兩所に而新規被召抱候內より。段々御取立に而。御目通へ罷出候程之御奉公勤候者。御譜代同意に候。且元侍に而無之者。御目通に而被召仕候者は其品により御譜代にも被仰付候間。跡目之節別而致吟味可申上候。尤唯今組支配へ申渡候儀にては無之候。爲心得改而被仰出候。享保七寅年九月。」寶曆五亥年二月廿九日。板倉佐渡守殿被成御渡候御書付。鈴木伊衞被相觸候。元文元年御定以後。新規被召出候者。御目見以下より御目見以上に被仰付候者は。娘無之他人養子は不相成候得共。向後は布衣以上にも被仰付候はゝ。娘無之他人養子可被仰付候。右之趣。向々へ可被達置候。」【實子有之養子】享保十五戌年八月二十七日。左之御書付。山岡五郞作被相觸候。實子有之處。兼而老中竝頭支配へも不相達置。當分養子等願之。追而實子有之由申聞候儀。近來間々有之。不都合成事に候旨。御沙汰に候。實子出生有之。病氣等にて。老中竝頭支配へも不相達候而。家來等に遣置。入用之節に至。俄に嫡子に仕度段。相願候儀は難成候。右之通之品。若病氣も慥成事にて。嫡子に可仕存候はゝ。前以老中竝頭支配へ可被達置候。尤末子にても同樣之事に候。右之通。可被相觸候以上。」【急養子】同十六年二月。左之通御書付出る。享保四亥年八月朔日之御達。五十以上十七歲以下之者。急養子願。判元見屆之儀。可爲無用候。但五十以上にても。悴相果候而。間も無之。養子願申事に候はゝ。可爲格別候。右御定之通。彌可被相心得候事。一。五十以上にても存寄有之。早速養子不相願。追而養子願候はゝ。願之通。其節被仰付候事。但五十以上迄不相願。其內相果候はゝ。急養子不相成候段。覺悟之前に候得は。跡目は不被仰付候事。右之通に候上は。五十以上のもの。何養子願も受取間敷候事。」元文三年八月左之通り御目付松前主馬被申聞候。是迄御目付へ申達候急養子願。向後より月番之御目付へ可申達旨。尤月番御目付留守にても。受取申筈に候。延享二丑年十二月。左之御書付出る。跡目不被仰付內。急養子願候共。判元見屆申間敷候。右者無足之悴之事に候。父存生之內。悴被召出。御切米歟。御扶持方等被下候部屋住之もの。親跡目不被仰付內に。大病にて急養子願候時は。右悴部屋住にて取來候。御切米御扶持方を以。跡目被仰付被下候樣にと。急養子は願之。判元は見屆之事。右之通。向後可被心得候。尤組支配へも可被達置候」とあり。急養子とは。戶主死したる時。家名の絕えんを恐れて急に養子をなすを云ふなり。かゝる場合には。無嗣の者にても。支度の少き者にても。之を撰むの遑なく迎へて養子とせしなり。【假養子】幕府の頃は。大小名士卒とも子なきは家名を斷絕せしむ。故に人々之を恐れて兼て養子を定め置き。死去の時は先つ病氣の屆をなし。彼の養子に家督を被仰付樣願ひ。許可を得て後。死去の屆を出すなり。此の假養子は多く同格の家の二三男を約束す。然れとも嫡出なり。庶出なり。實子生れし時は。元より公儀へ屆けおく譯ならねば。此內約は自然と解くるなり。その時は此の養子は他に本當の緣を求めて養子に行く。若又養子の口なければ。先の假養子に貰ひし家より。一生涯扶持するとなり。【順養子】德川氏の頃。又一種順養子と云ふもの屢々あり。例へば。甲なる人老年又は病身なるに。其の子丙猶幼なる時は。萬一の時其の子家督を續ぐこと能はずして。家の絕えんことを恐れて。成年の乙なる者を養子となす。此の時兼れて約束し。丙生長の後は乙の順養子たるへき旨を定む。乙は實子を生むとも。已れの跡を續かしむること能はず。不愉快なる事なり。故に此の塲合に養子となる者は。大抵次三男なる者より撰まるゝものとす。當時次三男は俗に冷飯食ひ又は厄介と唱へ。特別の事情ありて役付き扶持を賜はるときは格別なれど。通常奉公人同樣の取扱を受け。兄の子に對してさへ叩頭拜趨せさるを得ず。兄の子已に家督を相續するに及んでは。叔父の身を以て常に甥の命令を受けさるを得ず。故に之を苦んで。寧ろ他家の養子となりて一家の主人とならんことを望みしなり。【養弟養妹】親類緣類又は由緒者に而も養弟養妹に致候儀向後可爲無用。不養して不叶子細有之者は養

ヤウシ

子に可願候。緣談取組候に付。養女可願存候ても。養女難成年齢候はゝ。何續或者何之由緒有之。手前へ呼取。誰方へ婚姻相願候と願書可相認候。右之通向々へ可被相[illegible]候以上。享保二十一辰年八月。」元文元辰年八月二日。左之御書付。阿部伊織被相觸候。親類遠類又は由緒有之者にても。養弟又は養妹に致候儀。向後可爲無用候。不養て不叶子細有之者は。養子に可相願候。緣談取組候に付。養女にいたし可願と存候ても。養女に難成年齢に候はゝ。何之續或は何之由緒有之。手前へ呼取誰方へ婚姻相整候と。願書可認候。右之趣可被相觸候。」元文元年八月二十六日。左之御書付。駒井靱負被相觸候。向後外より新規可被召出者。養子之儀。忌掛り候親類之内相應之者を相願可申。幷實之娘有之聟養子願は。可被仰付候。右之外養子願不整候事。」【御廊下番出之養子】御廊下番出之者之子を養子に願候節。親類に候はゝ。可相叶候。他人にては相叶不申候事。但是は役者出之者之事に候（文久三年二月）。」【養子病身實方へ差戻】同年四月廿一日。左之御書付。佐々源左衞門被相觸候。實子無之もの奉願。養子仕候以後。右養子病身に相成。御奉公可仕體無之に付。双方相願。實方へ差戻。未だ年數も經不申內。又候養子に遣度段相願候儀。有之間敷事に候。然共差戻候以。後病氣段々快。最前之養父も前方病身難見。御奉公も可相勤體無之故。差戻候得共。年月も過。病氣快相見。御奉公も可相勤樣子に候はゝ。猶又醫師抔へも相尋之上。今程者氣分快。御奉公も可仕體に相見へ候段。實方幷最前之養父よりも。頭支配へ可相屆置候。其上にては實方より。右之者相續等相願候儀。又は他へ養子に遣候共。年數十年以上にも及相願候はゝ。其節之樣子次第。願之通可被仰付候事。右之趣。頭支配之面々へ可被達候。竝其外之面々へも可被達置候。」附。御目見以下養子願不相調者共。御目見以上被仰付候はゝ。養子右同前之事。一。近年藝有之候て。被召出候者共。是又養子右之通可被仰付候。尤家業相續致すへく者を撰ひ。可相願候事。右者何も御目見以上之儀に候。御目見以下者。唯今迄之通に候。」又近年藝有之候而被召出候者も。元文元年御定以前。御目見以上に成候ものは。娘無之他人養子も可被仰付候。但右御定以前。御目見以上成共。役者出之者共。唯今迄之通に候（延享中）。」又寶曆五亥年十二月二日。松平宮內少輔殿被成御渡候御書付。宮城越前守被相觸候。藝にて被召出候もの。元文元年御定以前。御目見以上に成候ものは。娘無之他人養子も可被仰付候。但元文元年御定以前に。」御目見以上に罷成候もの。役者より出候者は。娘無之他人養子は唯今迄通被仰付候。右之通。寬延四未年相達候共。以來は役者より出候者も。元文元辰年御定以前。御目見以上に成候ものは。藝にて被召出候者は。同樣に他人養子も可被仰付候。且又役者出之ものゝ子を養子に願候節。親類に候はゝ。願之通可被仰付候。他人に候はゝ相叶間敷候。元文三年相達候得共。是又右に准し可被仰付候。右之趣。組支配有之面々へ可被達置候。【惣領を本家へ養子】同年十一月十二日。左之御書付松前主馬被觸候。惣領を養子に遣候時。本家抔に遣候は格別。其外一切有之間敷事に候。願出候共。取上申間敷事。一子を無據子細にて。本家抔へ養子に遣。實子出生候は格別。養子は仕間敷旨申屆。其以後實子出生致し。頭支配へ相屆置候はゝ。吟味之上。家督可被下候事。右之通。向後可被相心得候。併唯今迄。一子を自分勝手にて高儕等へ養子に遣置。當時實子出生に付。家督之儀。願出候もの有之候はゝ。是又吟味之上。家督可被下候事。」【部屋住之者養子願】享保十七子年三月二十三日。左之御書付。堀八郎右衞門被相觸候。部屋住にて罷在候もの。養子願之儀。差控來候得共。向後は部屋住之者も養子可仕。年頃迄實子出生無之。筋目相應之者有之歟。又は娘等有之。聟養子願申儀。勝手次第たるへく候。向後願之儀は親類共より可相願候。」【陪臣浪人養子】享保十八年四月八日。左之御書付。本多伊豫守殿被成御渡候由。北條新藏被相觸候。他人を養子に仕候儀。陪臣浪人之儀。御直參親類有之候共。御直參筋之者にて無之候者難叶候。右之通。可被達置候。」御目見以上御目見以下御譜代之面々へ。他人養子仕候儀。陪臣竝浪人之子御直參に親類有之候とも。御直參筋之ものに而無之候はゝ難叶候。右之通向々へ可被達候以上。享保十八丑年四月。」同年十月七日。左之御書付貳通。北條新藏被相觸候。他人養子に仕候儀。陪臣浪人之子。御直參に親類有之共。願候當人之親類にて無之候はゝ。難叶候。但右者先達而相達候得共。自今は此趣可被心得候。右之趣頭支配有之面々へ寄々可被相達候。尤西丸御目付へも可被達候。」一。緣を以手前へ養子に願候事。陪臣浪人にても。妻之從弟違。又從弟等養子願取上候事。右之趣。頭支配有之面々へ可通置候。尤西丸御目付へも可通候。」元文元年九月廿五日。左之御書付。能勢甚四郎被相觸候。陪臣浪人にても。妻之從弟違。又從弟等迄は。養子願取上候段。先達而相達候へ共。向後は妻之親にても。陪臣浪人者難成候。畢竟御直參之二男三男等爲片付候間。可被存其旨候。右之通。頭支配有之面々へ可被相達候。」同年十一月十一日。左之御書付。駒井靱負被相觸候。他人養子に仕候儀。陪臣浪人之子御直參之親類有之候共。當人之親類にて無之候はゝ。難叶候段。去丑年相達候。當人之親類と有之候はゝ。又從弟迄之事に候。右之趣。組支配有之面々へ寄々可被達候。」同三年年二月十三日。左之趣。松前主馬を以被

申聞候。尤御目見以上以下之事に候。寶暦七丑年十二月九日。小堀和泉守殿御渡被成候御書付。鵜殿十郎左衞門被申觸候。他人養子に仕候儀。陪臣浪人之子。御直參に親類有之候共。願候當人之親類に無之候はゝ。難叶候段。享保十八丑年相達候。右願候當人之親類と有之は。又從弟迄之事に候旨。元文元辰年相達候。右之通之續に候共。向後は實母方之續にては。陪臣浪人之養子願難成候。右之趣。向々寄々可被達置候。」寶暦十二年十二月。板倉佐渡守殿御達。小普請組支配へ。他人養子に仕候儀。陪臣浪人之子。御直參に親類有之候共。願候當人。又從弟迄之儀相許候。元文元辰年相達候。尤又甥も右同樣之事。右之趣。向々へ寄々可被達候。」同八寅年二月三日。小出信濃守殿被成御渡候。鵜殿十郎左衞門被相觸候。他人養子に仕候儀。陪臣浪人之子御直參に親類有之候共。願候當人之親類に無之者難叶段。享保十八丑年相達候。右願候當人之親類歟。又從弟迄之事に候旨。向後は實方母之續にては。陪臣浪人は養子願難成候。右之通。去丑年相達候實母に有之は。元妾にて當時實母と唱候者之事に候。父緣組相願。婚儀相調候實母に候得者。其續は陪臣浪人は養子相願不苦候。父妾を妻に直し候て。母に相成候者は。養實之無差別。其母之續にて。陪臣和人は養子願難成候。右之趣。向々へ寄々可被達置候。

明和六年十月。御直參の親類にして願人亦親類なる場合に限る旨被達。

【十七歲以下卒去家柄に付相續】寶永八寅年三月廿一日。御目付へ御達。松平越前守卒去。十七歲以下に候得共。家柄被思召。先達而上より養子も被仰出候事に付。此度思召を以仙之助殿事。家相續被仰出候。諸事越前守節之通に候間。可被得其意候。尤西丸御目付へも可被達候。」【母出奔後養子】寶永九卯年十一月廿八日。松平攝津守殿被成御渡候。瀨名傳右衞門母出奔いたし行衞不相知。其子部屋住にて罷在。縱幼少にて右之譯不存候共。家督相續之儀難成。尤他へ養子に遣候儀も難成旨。延享四卯年相達候共。向後。母出奔候共。其子家督竝養子遣候儀不苦候。右之趣。寄々可被相達候。」享保七年十一月廿九日。松平攝津守殿御渡御書付。大目付。御目付へ。母出奔いたし。其子家督養子難成候旨。最前相觸候以來は。母出奔いたし。其子家督養子不苦候。此度之觸書以前にても。無其差別。一統家督相續相成事に候。此度問合候者も有之候はゞ。右之趣可挨拶候。右は大目付御目付心得に付。諸向へ達無之候。向々へ達。母致出奔行衞不相知。其子部屋住にて罷在。縱令幼少にて不存候而も。家督相續之儀は難相成旨。延享四卯年相達置候得共。向後母致出奔候共。其子家督相續幷他へ養子遣候儀不苦候。右之趣寄々可被達候以上。寶暦十年五月。」

【御目見以上】寶暦十辰年五月十四日。松平攝津守殿御渡之御書付。曲淵勝次郎相達。御目見以上へ以下より唯今迄緣組養子相濟候へ共。向後以下よりは。又從弟迄之續無之候而者難成候事。右者寶暦八寅年。相達候得共。御目見以上にても小高之者へ以下にても上下格之者よりは。養子可被仰付候。」一。醫師之類は。家業有之者に付。御目見以下。竝町醫師等之悴にても。家業宜御用に立候ものは。養子可被仰付候。右之通。家業宜計にては難相成。專ら御用立候者を隨分吟味いたし可相願候。猶また相糺し候上。被仰付可申候。右之趣。組支配之面々へ寄々可相達候。」

【養子願後男子丈夫屆】寶暦十二午年六月廿八日。秋元但馬守殿被成御渡候。永井伊織被相達候。妾服等に男子有之候處。虛弱に付。老中竝頭支配へ不相屆。男子無之由にて養子相願。追而妾腹之男子丈夫屆等致候儀は有之間敷候。自今右體之儀無之樣。万石以上以下共。可被相觸候。」【万石以下御禮獻上物】享保七寅年四月廿五日。大久保市郎右衞門被相觸候。万石以下。次目。家督。分知。御禮獻上物。金壹枚(三千石より九千九百石迄)。銀三枚(千石より二千九百石迄)。同壹枚(五百石より九百九十石迄)。右之通に候間。可被得其意候。但初而御目見之獻上物は。唯今迄之通り。右之通り。向々へ可被達置候。」【養子婚姻】享保十八年丑年四月廿八日。御書付布施孫兵衞被相觸候。緣組之願申上。婚儀相整候外は。妻に仕儀。向後可爲無用旨。被仰出候事。」一。先年申達置候以後。屆置候而妾を妻に仕候はゝ。其通に候。以來之儀。此度被仰出候通。寄々可被申通候。」元文辰年八月二日。阿部伊織被觸候。親類遠類。又は由緖有之者にても。養弟又は養妹にいたし候儀。向後可爲無用候。不養而不叶子細有之ものは。養子に可相願候。緣談取組候に付。養女にいたし可願と存候ても難成年齡に候はゝ。何之續或は何之由緖有之。手前へ呼取。誰方へ婚姻相願候と。願書可相認候。右之趣。可被相觸候。」御目見以上御目見以下御譜代之面々へ。元文元年御定以後。新規被召出候者。幷御目見以下より御目見以上に被仰付候者。娘無之。他人養子は不相成候得共。向後布衣以上に被仰付候得は。娘無之候共。他人養子可被仰付候。右之通向々へ可被達候以上。寶暦五亥年五月。」御目見以上御目見以下御譜代之面々へ。他人養子仕候儀。陪臣浪人之子御直參に親類有之候共。願候當人之親類に而無之候はゝ難叶候段。享保十八丑年相達置候右願候當人之親類と有之候は。又從弟迄之儀に候。元文元年相達置候通に候。右之通之續に而も。實母之續に而は陪臣浪人之子養子願難成候。右者去丑年相達候。此實母と有之は。元妾にて當時實母と唱候者之事に而候。父緣組相願。婚姻相調候妻は。實母に候間。其續之

陪臣浪人之子養子願不苦。養實無差別。其母之續に而は陪臣浪人之子。養子願難成候。右之趣寄々可被相達候以上。寶暦八寅年三月。」御目見以上御目見以下御譜代之面々へ。御目見以上之者へ唯今迄御目見以下より養子願相濟候得共。向後は御目見以下より親類之外。他人養子難成候。但親類と有之は又從弟迄之事にて候。右之通。寶暦八寅年相達候得共。此後は御目見以上にても。高之低き者は御目見以下。上下格之者よりは養子可被仰付候。右之通寄々可被達候以上。寶暦十辰年五月。」惣て御直參へ他人養子之儀は親類之外。陪臣浪人之子養子願難相成候段。度々相達候得共。向後は陪臣浪人町人百姓より親類之續有之候共。決て養子不相成事に候。御直參之子供。畢竟片付方無之致迷惑候に付。御目見以下末々之輕きものに至迄。御譜代者之分は御家人之子之外。急度養子被仰付間敷候間。御家人より養子願申上候事。寶暦十三未年二月。」御目付へ。御中間御小人御駕籠之者。黒鍬之者御掃除之者等之御譜代之もの共。病氣等にて難相勤節。并家督にて幼年に候はゝ。小普請入可申付之處。向後は右場所にて御家筋之者は病人幼年之者は。御目付支配無役に致置。御奉公願候節。元勤之向々へ入候樣可被致候。尤右場所出之ものに無之分は御奉公相勤歟。又は家督被下。幼年にて御譜代之ものに候得は。是迄之通。小普請入可申付候事。右之通可被得其意候以上。寶暦十辰年三月。」御目見以上へ新規被召出候者。養子之儀は忌掛り之者。聟養子之外は難相成趣。元文元辰年相達置候得共。向後は御見以上へ新規被召出候者。他人養子に而も可被仰付候事。但御目見以下養子不相成候由緒之者共より。御目見以上へ御取立被仰付候者も。右同樣たるへく候事。」御目見以下に而も。向後御譜代場へ被召出候者。是迄養子不相濟由緒之者御譜代場へ一旦役替被仰付候はゝ。養子願可相濟候事。但御譜代御抱共難相決。二半場と唱候向は。是迄之通。可被心得候。御小人御仲間其他都而一代切之御抱入者。是迄通に候事。寛政三亥年二月。」總而養子之儀は大切之事に而有之候處筋目之糺不行屆養子に取組。又は筋なきもの所生を隱し置取拵候而。養子願致候ものは。前々より嚴重に御仕置仰付。一類迄も御咎有之儀に候。前々他人養子或は續有之ものにても。近來被召抱候者は養子願難成分も。御譜代場へ被仰付候うへは。養子も被仰付候趣に被仰出候に付は。御譜代之面々。輕きものに至迄。此旨厚相心得。養子筋目相糺。御定之外養子不相成旨。其向々へ寄々可被達候以上。寛政四子年八月。」御目見以上御目見以下御譜代面々へ。總而御譜代御家人は重き事に而候。然處御目見以下之末々之者に至候而は。所生を取隱し。養子と號して浪人百姓町人等之子供を取拵。僞を以公儀を欺き。土産と名付。高金を請取。恐多も御直參之家督を賣渡同前に致す類之者。是迄嚴重之御仕置被仰付。又類日入之者迄も御咎に相成候事。輕き者に候とも。公儀之天祿頂戴之身分に而不忠不孝成殘念之事に候。先達而相觸候通續無之陪臣之子。親類續有之候共。浪人百姓町人より堅停止之旨被仰出候段。銘々心得候而。致謀計候は不屆者に而不及沙汰共。養子方にては公儀之法令をも不辨。御譜代にても御目見以下之者は家督賣買同樣又は養子に遣候儀は相濟儀と心得。其辨もなく。重き御仕置に相成候段不便之至に候。賣請候當人は兼而覺悟あるへき不埒者輕く候共。累代相續候家名を致斷絶候儀。人外成始末不便に思召候。向後は前々被仰出候養子規定相守り。急度相糺可相願旨。御目見以上以下御譜代之者へ末々輕き者に至迄。厚相心得候樣。得と可被爲申聞候。法令を相背御咎に相成。後悔可致間。兼々右之趣得其意堅相守候樣令觸知候。右之通組支配へ可被達候以上。寛政四子年十二月。」天保十三壬寅年五月二日。譜代の者養子の議に付達書。大目付へ。御目見以上以下者勿論。羽織格者に而も。御譜代者之厄介子供之內。御抱者之方へ養子に差遣候儀は有之間敷。殊に寛政五丑年相達候趣も候處。近來心得違之輩も有之趣に相聞候。御抱之者は。其身限り御抱入之儀に付。既に養子と申唱へは難成程之者へ。御譜代者之難有身分を令忘却。只一己之勝手筋而已に拘り。其身之不覺悟に可相成事をも不顧。御抱之者之方へ養子に差遣候儀は。御譜代者之心得に者有之間敷儀。不埒之事に候。以來右體之儀申出候はゝ。頭支配手限に而聞屆候儀者難成。中立候共。前書之趣能々申諭。取上申間敷候。若難及分別子細も有之候は。各へ申聞。差圖次第可被致候。右之段。其向々へ寄々可被相達候。四月とあり。

【皇族に養子なきこと】明治廿二年制定し給し皇室典範。第四十二條。皇族は養子を爲すことを得す。」漆く按に。皇家養子猶子の習あるは。蓋嵯峨天皇の皇子。源定を淳和天皇の子とし(時の人定に二父母ありと云り)。源融を仁明天皇の子とせられたるに始る。而て未た養子猶子の稱へは非す。皇族の支孫にして。天皇の養子となれるは。融の孫是茂を光孝天皇の養子とせられたるに始る。猶子の稱は。神皇正統紀に。龜山院天皇姪熈仁を猶子にして東宮にすゑ給ふとあり。及職原鈔に。忠房親王。爲二後宇多院御猶子一とあるを始とす。猶子とは蓋皇子に準するの義也(大日本史に。淸仁親王。與二弟昭登等一。並帝(花山帝)。薙髮後所レ生也。帝最愛二淸仁一。託二左大臣道長一請以二皇子一。準二冷泉上皇諸子一準以二淸仁一爲二第五子一。昭登第六子。並爲二親王一)。凡此れ皆中世以來の沿習にして。古の典例に非さるなり。本條は異姓に於るのみなら

す。皇族互に男女の養子を爲すことを禁ずるは。宗系紊亂の門を塞くなり。其皇猶子の事に及ばさるは。皇養子と同例なればなり。」第五十八條。皇位繼承の順序は。總て實系に依る。現在皇養子皇猶子。又は他の繼嗣たるの故を以て之を混することなし」※て按するに。現在の親王家。親王宣下ありしは。多くは皇養子皇猶子たるの近例に從ひしなり。第四十二條は。皇族養子の制を廢す。而して現在既に行へる者に上及せず。但し皇位繼承の順序は。總て宗支遠近の實系に依り。養子の名稱及甲家の子乙家の繼嗣たりしに拘らず。其の間多小紛錯あるも。其の名に因て。其の實を混することなかるへきなり(皇室典範義解)。右を拜讀して現今の制規を辨ふべし。且皇家養子猶子の御ことは。義解に注せし所を正となすべし。

【現行民法の養子】成年以上に達したるものは自己の年齡より幼きものを養子とすることを得るものにして。法定の推定家督人たる男子あるものは男子を養子とすることを得ず。而して養子には相續の爲にするものと。相續人の姉妹の婚姻の爲にする養子との二あり。養子は養親に對して親子と同一の關係を有し。民法制定以前には養子と養方の姉妹と養子縁組の後に於て縁組するを禁したりしも。今日に於ては。養方の直系。血族の外婚姻に制限なきものとす。

ヤウメイ　揚名官は。學藝志林に。八木隆絅の說をのせて云。揚名介と云ふは。源氏物語中に於て三大祕事の一なりとし。其注解衆說あれとも。或は彼物語の文に由て介のみあるを知り。掾。目等の稱あるを知らざる人もあるべければ。爲めに揚名官考を作る左の如し。源氏夕顏の卷に云。揚名介なる人の家になん侍りける云々。また菅家遺誡に云。凡揚名之官職者。取二大間一職事。充二其用一如二攝關將帥之職一。以二揚名之名一爲二比輿之義一。揚名の字義何に原因せるを知らずと雖も。漢書に揚二名匈奴一。また孝經に立レ身行レ道揚二名後世一。また吳質答東阿王書に。一族之衆不レ足二以揚一レ名。また揚烱詩に。受祿寧辭レ死。揚名不レ顧レ身。また李白東海勇婦傳に。豈如東海婦。事立獨揚名杯あるに因りしか。尙ほ考ふへし。按するに。徒然草百九十八段に云。揚名介にかぎらず。揚名目と云ものあり。政事要略にありと。政事要略卷六十七に云(問)。人之僕從。不レ着レ履。但諸國揚名目掾等爲二車馬從一之日。依レ例僕從猶可レ制哉。爲レ帶二掾目一不レ可レ制哉(答)。云々。また新續古今集雜中に云。源氏物語の揚名介の事を忠守朝臣に尋侍るとて。藤原雅朝々臣「傳へ置く跡にも迷ふ夕顏の。宿の主のしるべともがな」。返し。丹波忠守朝臣。「心あてにそれかとばかり傳へきて。主さだまらぬ夕顏の花」。是に由れば永享以前既に揚名介の事を知らざる人もありしなり。また揚名介事(予所藏の古寫本なり。原書は中園相國の筆記とあり)と云へる書に云。應保二年閏二月十二日己卯。賴業私記に云。九條大相國談給曰。揚名介事。案レ之。諸國正介歟。吉所案也。御堂御申文。二度有二此事一云々。故信西入道云。揚名介正權之外介也。不レ預二公廨一云々。若權任之外有二所見一歟。如何。又云。九條相國除目抄に云。正六位上加茂朝臣忠信望二揚名介一。寬弘二年正月五日。」或記今年正月二十七日賀茂忠信任二因幡介一(前東三條院臨時御給云々)。此事歟。」正六位上藤原朝臣維光望二申諸國揚名介一。寬弘二年正月二十一日。」或記件維光任二常陸權介一但寬弘元年正月召名云々。申文者二年歟と。又云。元久二年二月十五日癸卯。頁業記云。忝殿下召二御前一被レ仰二雜掌一。揚名介事。寬弘二年正月除目。賀茂忠經。藤原維光望二申諸國揚名介一。兩人申文二通有之。賀茂忠經任二因幡介一除目注二忠信一。若經字似レ信書誤歟。可レ勘二申局本一云々。」又云。正六位上賀茂朝臣國久望二揚名介一。元德三年正月二十一日。件事執事內大臣公賢也。元德三年正月縣召除目。寬弘有二此申文一。臨時內給此事年來雖二閣置一未二辨定一。可認之子細。先其國安否如何。寬弘兩度土代內。維光申文者望二諸國揚名介一云々。不レ定二其國一之條分明也。忠信申文者無二諸國字一。定二其國一歟有疑。短慮難レ決云々。」又曰。貞和二年二月除目。執筆大臣頁基被レ出二此申文一。後日有二度々問答一(中略)。」正六位上藤原朝臣頁清望二請國揚名介一。貞和元年正月二十日。山城國權介正六位上藤原朝臣頁清(頁基臨時申)。又云。(關白經通公書)。抑揚名介事此一通被レ盡二委細一候。此外無二別才覺一候。於二山城近江說一者僻事由存候。可レ在二諸國一之條勿論候歟。又强不レ可レ限レ介候哉。長德之比有二上野揚名掾一(大江御厨撿校云々)。天曆四年一分召有二揚名史生沙汰一。隆絅云。李部王記。天曆四年九月五日一分除目。令三一勞書生讓二件揚名書生一とあり。所詮不レ預二公廨一四字肝要之由相存候。如何。圓明寺禪閤抄物中。以二康保四年清愼公記一可二了見一之由載レ之候云々(「此一通」とあるは即ち別紙にて一條前博陸目筆狀とあり。今畧す)とあり。即淸愼公記に云。康保四年七月廿二日。宰相中將(延光)來言二雜事一次。言二主上追レ日本病發給之由一。(中畧)。左衞門督(師氏)。又來曰(中畧)。明日可レ有二除目一(中畧)。入レ夜之後。右少將爲光朝臣來曰。明日除目。一昨日右大將(師尹)。與二藤大納言一(在衡)。議定畢之由傳承云々。揚名關白早可レ被二停止一之者也と。之れを源語秘訣に云。冷泉天皇は民部卿元方が怨靈によりて狂亂におはしましける時。外戚の人々(九條殿一條也)。官位昇進等の事を議定せしかば。小野宮殿(實賴)。此時關白にありながら見處し給し故に。述懷して揚名關白早くやめらるへしと記さ

れ侍るとあり。隆釼按するに。此揚名關白云々は實頼公が自己の日記に偶記せるものなるへけれども。是に由て揚名の官は介。掾。目。史生とも右各無實の官なるを明なり」と。以上八木氏の説なれど。後世揚名の國とて。自ら數定りたるやうなり。また年山紀聞に云く。薩戒記(定親卿日記)。應永卅三年三月廿七日除目所。今度右府臨時被申之文。揚名介申文也。件文云(被レ任二常陸介一)。正六位上藤原朝臣國貞。望二諸國揚名介一。應永卅三年三月廿七日。廿九日記云。揚名介事。自レ院以二葉室中納言一。被二尋下一云。揚名介先例任國并請文等可二注進一者。此事迷惑。凡任國山城。上野。上總。常陸。近江等之由。見二抄物一。此事大内記爲清朝臣後日談曰。上皇就二揚名介事一。被レ尋二仰少納言頁賢入道常宗一。常宗注二進五ヶ國一。其時被レ散二御不審一云々。此事若以如二源氏物語之説一。可レ定二一國一之由思召所。今度申文望二諸國揚名介一云々。依之御不審出來歟云々。或古人物語云。圓明寺關白見二物賀茂祭一之時。山城介渡之由。人々稱レ之。圓明寺殿被仰云揚名介渡るにやと被レ仰。人々聞レ之。其後諸使等渡二大略一之時。又同揚名介渡るよと被レ仰了。揚名介秘事也。而無二左右一。山城使渡之時候二御出一。忽覺悟爲レ令レ隱二揚名介事一。後々每度被レ仰云々。此時以來人々皆揚名介知二山城介事一云々。爲章按するに。賀茂祭の揚名介は山城介に限るへし。源氏物語のは何れの國と定めかたし。右の諸國の間なるべし。作り物語なれは。唯あるじの留守をいはんためまでに書るなるへし。

ヤカタガウ　屋形號。屋形とは殿舍のことなれど。後には屋形號とて。一の尊稱となれり。和訓栞云。やかた。殿舍をいふ。屋形と書り。水ぐきの岡のやかた。旅のやかた。くゝめやかた。染やかた。はいりのやかたなど歌によめり。大神宮御被。屋形錦と見ゆ。三內口決によれは。屋形の稱は。古へ大臣の居所をいへり。足利家の末より武家の歷々の稱號となれりとぞ。大双紙及全浙兵制にも。其の旨見えたり。海人藻芥に。武家屋形造の樣。隨二時代一隨二威勢一。无二其法式一歟と見えたり。古の名家將軍家に。屋形號を申請て許さるゝ人まゝあり。將軍義尹の時。對馬島の宗義盛に屋形號を授けし事見ゆ。當時屋形號を得されは。召使ふ所の諸士に烏帽子直垂。或は素襖なとを着せしむる事能さる故に。たかひに望みて許されけるなりといへり。されは此時迄は衣冠の禮を重んじけるにや。諸士のえひす姿となれるは。二百年以來の事なりとぞ。倭名抄に車蓋をもよめり。」貞丈雜記云。屋形と云事。山名。赤松。一色。京極。大內。大友。土岐。河野是等の大名。屋形號御免有て。其主人を屋形と稱する也。屋形號は其時々の老人七人つゝに御免候也(貞衡說)。同書の標記に。土岐家聞書云。當方を屋形といふ事云々。元弘建武のころ。天下打つゞき亂れたる時。濃州へ行幸ありけるに。當國小島といふ所に行宮を立られけり云々。世治り御入洛の時。是を屋形と號して住居あるべきよし勅定にて。御たまはりありけると云々。然る間。土岐はことに子細あるに依て。其後かの行宮を土岐郡へひかれ。屋形の時のまゝ丸柱なり。修理ありて今に至るまで殘るなり。大名の宿所を屋形と云事是より始て。諸家に申由。當家においては子細有間可申と云々」抔いへるにて其の稱謂の源流を知るべし。德川幕府の時。由緒ある大名及び高家の中にて屋形號を稱するもの五六もあるか。武鑑中に散見す。

ヤキザカナ　燒肴。(レウリを見よ)

ヤキムガク　冶金學の事。神代に鏡矛抔を作りし事あり。後朝鮮より貨幣鑄造の技なども輸入せられ。大佛(ブツザウ參看)の如き大鑄造も行はれたり。猶錢座の條をも參看すべし。我が邦にて【反射爐】の創造者は前大藏技監大島高任翁なり。翁は文政九年五月十一日を以て陸中國盛岡に生れ。幼名を文治と云ひ。中頃周禎と改む。天保十三年三月父周意に從ひ江戸に出で。箕作阮甫及坪井信道等の門に入り。蘭學を修業し。弘化三年八月藩命に依り。長崎に至り。西洋の砲術兵法及び鑛山製錬等の諸學科を研究し。且熊本の池邊啓太に隨ひ。泰西砲術及造彈の方法を研究せり。嘉永二年藩命に依り。長崎を去り。大阪に滯在す。同三年八月大和郡山藩士柳澤主馬等の依賴に依り。二十拇ホウイツヽル砲を鑄て。破裂彈發射の法を教へ。又和泉熊取の鄉士仲左近の囑に依り。十三拇小天砲を鑄て之を發射す。是畿內に於て西洋砲を發射するの嚆矢なりと云ふ。同四年五月勘定奉行格鐵砲方を命ぜらる。時に蓄髮して名を總左衛門と改む。同年十月江戸に出でゝ更らに兵法砲術を研究する所あり。安政元年全國海防用銃砲鑄造の爲め水戸藩に傭はる。同二年同藩の爲めに反射爐及旋盤の工事を常陸國那珂郡東蒙に起し。同三年工を竣り。試鎔に從事して好成績を得たり。是れ本邦に於て反射爐を築くの創始なり。是より先き反射爐用の耐火煉瓦を試製して。善良の煉瓦を得。又反射爐の燃料に供せる石炭を利用して瓦斯となし。以て工場用の燈燭に換用せりと云ふ。蓋し耐火粘土は之を下野國那須郡小砂村。石炭は之を助川海岸に得たるなりと云ふ。萬延元年の交。鎔鑛高爐を築造して陸中國閉伊郡大槌村橋野及釜石村大橋等の鐵鑛採掘製錬に從事せり。是れ本邦【鎔鑛高爐製錬】の始めなり。文久元年幕府の雇を命ぜらる。四月北地(現今の北海道)。山越內に石腦油の湧出するを視。次で岩內に石炭を檢出し。採

掘用小屋掛を名主に命じ。五月點檢せし石炭使用の獻言。七月石炭採掘に付質問の答書等を爲せる事あり。是れ北海道に於ける炭坑採掘の嚆矢なり。慶應元年陸中國閉伊郡宮古に於て。反射爐を築造すべきの藩命あり。其着手中亦藩命を受けて。傍ら同國鹿角郡小阪銀山の開坑に從事する三ヶ年。遂に銀鑛高爐成る。是則ち世に有名なる小阪銀山の來歷なり。維新後は大學大助教。鑛山頭等に任じ。明治三年九月民部大輔大木喬任。同少輔吉井友實に意見書を呈し。鑛山業を發達せしめん爲め坑學寮を創設し。外國教師を聘せしめ。幾干もなくして工部省を置き。工學寮を設けられたるは蓋し此意見に基くと云ふ。

ヤキモノ　燒物。(タウキを看よ)

ヤグ　夜具は。ふすま。幷にふとむをいふ。ふすまは臥裳の義。ふとむは。蒲團の音なり。貞丈雜記云。ふすまは上古夜かぶりて寐る物也。とのゐ物(今のよぎの事也)なども。後に出來たる物也。【ふすま】といふ字は衾の字也。雅亮裝束抄に云。御ふすまは。くれなゐのうちたる。袖くび(ゑりの事なり)なし。長八尺又八のか(幅)五のゝ物也。くびの方には。くれなゐのねりいとを。ふとらかによりて。二筋ならへてよこさまに。三針さしぬふ也。それをくびとしるへし。おもてこあふひのあや。うらひとへもんなり云々。是は禁中の御ふすまの事を云なり。ふすまは袖なし。しとれの如く四角なり。へりをとる事はなし。昔の夜具に直垂と云物あり。夜具のもとは衾とて。四方なるもの也。それを被りて寐ぬる也。天子をはしめ皆如此ありし也。然るにいつの比より歟。衣の如く領袖を付たる物出來たり。其形直垂に似たる物なる故。【直垂ふすま】とは名付たるを。略してひたゝれとのみいひ習はしたるゆゑ。晝着る直垂とおなし名に成しなるべし。夜具の直垂の事。古書に多く見えたり。右の事をわろく心得て。古へ直垂と云しは夜具の事也。晝着用の服を直垂と云は不審也。後代出來し物なるべしと云說あるはさかさまなり。夜具の直垂は後に出來て。其形の直垂に似たる故。直垂衾と名付しなるべし。晝の直垂は昔よりあり來りし也。嬉遊笑覽云。昔は夜着なんど別に有は希なるにや。常の衣をかされて着しとゝ見ゆ。沙石集(八)ある入道法師の物語に。小所領知行せし時の事欠かず。病者にて身冷云々。女童部が衣かされて候が。猶肩ひゆる儘に。小袖を肩にかけて。足冷てわびしければ。小童部あとにねさせ侍りしが。所領得替の後はひたすら暮露々々の如くにて。帷に紙袋きてねるに。足も身も冷ず云々あり。ふすまは萬葉に數裳とあるをもて臥裳なりといへり。其狀はふすま障子といふにておもへば。今のかどみ蒲團の如く。緣をとりたるにて。形は方なるなり。民間には多く紙ふすまを用ひたり。著聞集に。安養の尼のもとに盜人入たる處。尼うへは紙ふすまといふものばかり。引着て居られたりける坏見えたり。【紙被】を今江戶の俗には【てんとくし】と云ふ。古に日向ぼこりを。天たうぼこりといひし如く。日の暖なるをよそへて。天德といふなるべし。天德寺といふ寺ある故に。戲れて天德じといひしなるべし。且ついやしき物なれば。あらはにいはざりしとゝ聞ゆ。松月堂不角住吉奉納(一吟百韶)。「無一もつ後生願の猫かふて(千翁)かふる衾も天德寺なり。(泰角)」。西翁獨吟百韻「あらはれにけり悋氣いさかゐ。我戀はやぶれ紙帳の中々に」。塵塚咄。元文二年に生れし老人筆記。一名飛鳥川と云歟。昔は夏近くなれば紙帳賣。冬になればてんとくじといふ物を商ひたるが。今はすくなしと云るは。賣ありきしならむ。向が岡(延寶八年刻板)。「夕立やあるが中にも紙帳賣」。といへるにて知べし。明和二年千柳點紙帳うり。塗師やに賣るが。しまひなりとあれば。此頃までもしろなるべし。また沙石集に(眠正信房の條)。ぬれたる小袖をふせごにかけて云々。かひまき持て參りぬとあり。搔卷にてかいのかななるべし。かいもちひなどのかいなり。今江戶にて夜着の小きを【かいまき】と云ふも詞同じ云々。又近代世事談に云く。夜着の事。慶長元和のころより専らにすと云。むかしは小寐卷とて。常の衣服のすこし大なる下にまきて。そのうへにふとんをかけて。上つ方もこれをめしたり。連歌四季寄。冬の部に。ふとんはありて夜着はなし。徘徊御傘のころはもはや有つれども。古法を守りて。貞德老人も夜着を冬の季にせざる也。」【片袖夜着の事。】かたらひ草に云。酒井家の藩士草野文左衞門といふ人。若洲へ來りて。三四年の間は夜具と云ものなくて。夜分寐る時には。あり合せし綿入布子を引かけて臥しけり。五年ばかりも過て。やうやう夜着をこしらへけるに。世間に用ひるものとは。異樣にしてその製四幅にて。半分は袖なくして敷物とし。片身は袖をつけて夜着とす。是はむかし戰國辨用の制にて。片袖夜着と名つくるよしなり。東照宮にもこの片袖の夜着を御用ひありしといふ。扨家內は殘らず。竹簀子の上に筵を敷たるばかりにて疊はなし。たゞ三尺四方ほどの疊四五枚あり。自分もその上に坐し。客來る時の備へとす。是等にてその餘の事はおもひやるべし。明君遺德錄云。青木民部少輔とらはれ。板倉伊賀守馳走し。絹布の夜具を出しけるに。民部夜具の衿を取いたゞき。我等儀箇樣の夜具にくるまり。夢をむすびし事無之。勿躰なしとて着さず。依之木綿の夜具を出しける。此時代の大名は大かたかくの如き風俗也。成瀨正成傳云。成瀨小吉

正成御兒小姓をつとめしとき。泊番に木綿夜具のおもては。嘉珍の小紋に。鹿子紋を付け。うらはあかね染にてありしを持たせしと也。餘之相番衆は美しかりしとぞ。また駿府御城御修復のとき。小吉梁の上にて人を下知しけるを。神君御覽遊し。小吉が下帯せざれは。あれ取らせよと仰ありしかは。頓て御納戸より紬のあかね染の二つ割を一筋給りしと也。今に彼家に持傳るよし。【蒲團。ござ】貞丈雜記云。今の世夜具の内に蒲團と云物あり。古はしとれといふ也。蒲團と云は圓座の事也。しとれの事をふとんといふはあやまり也。夜のしとれをは公家にては。よるのおましとも。御すべりとも被申由也。古はしとれの上に。むしろを敷て寢事なり。」なほ茵の條を併せ見るべし。京阪地方にても今も搔まきを用ひさる方多し。鏡蒲團とて四布蒲團に縁をとりたる者を被りて臥す。「蒲團着て寢たる姿や東山」と云ふも京都の風俗を云ひたるなり。【絹夜具】上等社會は絹布の夜具を用ひ。下りて綿銘仙。更紗等を用ひ。並は在來の夜具地とて。大縞又は中形の二子織を用ふ。京阪にては無地の萌黄木綿多し。【釣夜具】德川氏の頃。諸侯などは釣夜具とて。衾の中央に鐶を付け。天井より紐を以て釣り。身躰に重く感せぬ樣に設備したるものあり。【敷布】又シーツと云ふ。衛生上の注意より。西洋風に傚ひ。白き布を布團の上に布き。又衾の下に掛け(或は之に縫付け)ること。明治の初より病院に行はれ。淸潔を好む人は往々之に傚ふものあり。明治三十年頃よりは。地方の警察令にて宿屋の夜具には必す之を用ふべき旨規定したる處あり。其の令なき地にても。絹夜具の肌ざはり柔なるに拘らす。不潔なるよりは。寧ろ木綿の敷布の新らしきを好む客多きより。之を用ふる旅館增加したり。同時に織物業者も。西洋手拭(タヲエル)地を大きく織りて。之が用に供する目的にて製出する者あり。一般の流行となれり。

ヤクガク　ハカセ　藥學博士。(ガクヰを見よ)

ヤクザイ　藥劑の事。已にクスリの條にも述べたれども。猶左に法律に關する事を爰に述べん。正德元年五月の高札に。毒藥並似せ藥種賣買の事禁制す。若違犯の者あらは其罪重かるへし。たとひ同類といふとも。申出に於ては其罪を免され。急度御ほうび下さるべき事とあり。文化十一年一月。和藥へ不正の唐藥を混ト。又は性合等不明の藥品を賣る者は急度申付る旨達あり。

【藥局方】は藥劑の製法成分等を規定する法則なり。王朝の頃の藥局法は國史大系中にある延喜式の册尾に載せたり。明治十九年六月。始めて日本藥局方を定め。同二十四年五月。內務省令第五號を以て之を改む。猶クスリの條を參考すべし。

【藥品營業】明治七年九月。文部省より毒藥取扱方法を。同年十二月藥品の賣買取締方法を以て。東京。京都。大阪の三府に達し。十年二月。第二十號布告を以て。毒劇藥藥取扱規則を制定す。十三年一月第一號布告を以て。藥品取扱規則を制定せられしが。本法律施行の日より前令を廢止せられしなり。其の賣藥營業者に關しては。明治三年十月。賣藥取締の事務を。大學東校の所轄と爲し。凡從來賣藥の內。有名無實にして猥りに勅許御免等の文字を用ゐるを禁し。神佛の名を假り。或は秘傳秘法と唱へ。小民を欺き。利を射るの弊害を除き。爾後有益の藥法を施爲して。之が方法檢査規則手續等を開申せしめたるを始めとして。同年十二月賣藥取締規則を頒布し。五年七月第二百二號を以て前令を廢止し。六年十二月第四百二十九號布告を以て。賣藥取締更に文部省の管理となり。藥味分量及用法等取調製劑を添へて。同省の檢査を受けしめ。八年六月第百十二號布告を以て。衛生の事務を內務省に屬せしめ。十年一月第七號布告を以て。賣藥規則を規定し。爾後屢々加除改正を施されたる者。即ち現行法なり。明治二十二年三月十五日。法律第十號を以て公布せられ。爾後加除ありたる藥品營業並取扱規則は。【藥劑師】第一條。藥劑師とは藥局を開設し。醫師の處方箋に據り。藥劑を調合する者を云ふ。藥劑師は藥品の製造及販賣を爲すことを得。」第二條。藥劑師は其學術試驗を受け。年齡滿二十年以上にして內務大臣より藥劑師免狀を得たる者に限る。」第三條。藥劑師免狀を得んとする者は。試驗及第證書を以て。地方廳を經由し。內務省に願出べし。」第四條(消滅)。」第五條。藥劑師免狀を得たる者の氏名本籍は內務省の藥劑師名簿に登錄し。之を公告すべし。」第六條。藥劑師免狀を毀損失亡し。又は氏名本籍を變換する等。免狀面に異動を生じたるときは其事由を記し。地方廳を經由し。免狀書換を內務省に願出べし。」第七條。(消滅)。」第八條。藥劑師廢業又は死亡したるときは十日以內に地方廳に屆出べし。第九條。藥劑師に非ざれば藥局を開設することを得す。」第十條。藥劑師藥局を開設し。又は閉鎖したるときは十日以內に地方廳に屆出べし。」第十一條。藥劑師一人にして二箇所以上の藥局を開設することを得ず。但支局を設くるときは別に藥劑師を置き。之を管理せしむべし。」第十二條。藥局には日本藥局方第一表の藥品を備ふべし。」第十三條。藥局に備付の秤量器は最も精確なるを要し。權衡は少くも一サンチグラムを定量し得るものを備ふべし。」第十四條。藥劑師は患者の氏名。年齡。藥名。分量。用法。用量。處方の年月日及醫師の氏名を自記し。又は調印したる處方箋に據り。調劑すべきものとす。但處方箋中疑はしき廉あ

るときは其醫師に質し。證明書を得るに非ざれば調劑することを得ず。藥劑師は調劑錄を備へ。處方箋を謄寫し置くべし。」第十五條。處方箋を受けたるときは晝夜を問はず。何時にても調劑すべきものとす。正當の事故なくして之を拒むことを得ず。」第十六條。處方箋中の藥品に缺乏あるときは其醫師に通知して指揮を乞ふべし。藥劑師隨意に之を省略し。又は他藥を代用することを得す。」第十七條。毒藥劇藥の處方箋は藥劑師檢印して處方箋の日付より滿十年間之を保存すべし。」第十八條。毒藥劇藥は一回使用せし處方箋に據り。再び調劑することを得ず。但特に醫師の通知あるものは此限にあらず。」第十九條。患者に與ふる藥劑の容器又は包紙には處方箋に據り。內外用の別。用法。用量。年月日。患者の氏名。藥局の地名及藥劑師の氏名を記すべし。【藥種商】第二十條。藥種商とは藥品の販賣を爲す者を云ふ。」第二十一條。藥種商は地方廳の免許鑑札を受くべし。」第二十二條。毒藥劇藥は衞生試驗所又は藥劑師製藥者に於て。封緘したる容器を開きて零賣することを得す。【製藥者】第二十三條。製藥者とは單に藥品を製造し。自製の藥品を販賣する者を云ふ。」第二十四條。製藥者は地方廳の免許鑑札を受くべし。」第二十五條。毒藥劇藥は適當の容器に納め。之れを封緘すべし。其の容器を開きて零賣することを得ず。【藥品取扱】第二十六條。日本藥局方に記載する所の藥品は其性狀。品質。該局方の所定に適合するものに非ざれば販賣若くは授與することを得ず。」第二十七條。日本藥局方に記載せざる藥品は其據る所の外國藥局方名を記すべし。其性狀。品質。該局方の所定に適合したるものに非ざれば販賣若くは授與することを得ず。何れの藥局方にも記載せざる新規の藥品は衞生試驗所の檢査を經。其試驗成績を記するものに非ざれば販賣若くは授與することを得ず。」第二十八條。藥局中特に貯藏法を示したるものは其所定に從ふべし。」第二十九條。毒藥劇藥は他の藥品と區別し。毒藥は鎖鑰を備へたる場所に貯藏すべし。」第三十條。毒藥劇藥は職業上必要と認めたる者より。其藥名。量數。使用の目的。年月日及住所。氏名。職業を記し。且捺印したる證書を差出すに非ざれば之を販賣若くは授與するを得ず。前項の證書は其日付より滿十年間之を保存すべし。」第三十一條。毒藥劇藥は前條に記載したる證書あるも幼稚の者其他不安心と認むるものには交付すべからず。」第三十二條。毒藥劇藥は藥品の容器又は包紙に其名稱及販賣授與者の住所氏名を記し。毒藥は毒字劇藥は劇字を付記すべし。」第三十三條。藥劑師に於て醫師の處方箋に據り患者に與ふる藥劑は第十三條。及第三十二條の手續を爲すを要せず。」第三十四條。藥劑師。藥種商。製藥者の間に於ては第三十條及第三十二條に記載したる手續を要せず。其藥劑師。藥種商。製藥者たるの證明書を以て毒藥劇藥を賣買することを得。」第三十五條。毒藥劇藥の品目は內務省令を以て之を改む。」第三十六條。藥品の容器又は包紙には假名又は漢字を以て其藥名を記すべし。但羅甸語又は他の外國語と併記するは妨けなし。」第三十七條。藥品の容器又は包紙に製造者の住所氏名を記すべし。其の外國製に係るものは引取人の住所氏名を記すべし。但藥品製造會社に在ては其所在地名及會社名を記するも妨なし。」第卅八條內務大臣は監視員をして藥局及藥品を販賣又は製造する場所を巡視せしむることあるべし。監視員は巡視の際其證票を携帶すべし。【罰則】第卅九條。官許を得ずして藥劑師の業を爲したる者又は第十六條。第十八條。第二十二條。第二十五條。第二十六條。第二十七條第三十條第一項に違背したる者は。十圓以上百圓以下の罰金に處す。」第四十條。第十一條。第十四條第一項。第十七條。第二十九條。第三十條第二項。第三十一條。第三十二條に違背したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」第四十一條。第六條。第八條。第十條。第十二條。第十三條。第十四條第二項。第十五條。第二十一條。第二十四條。第二十八條。第三十六條。第三十七條に違背したる者は一圓以上一圓九十錢以下の科料に處す。」第四十二條。內務大臣は此規則實行の責に任じ。之が爲め必要なる命令及訓令を發布すべし。但藥種商製藥者取締に係る細則は北海道廳長官府縣知事之を定むべし。(附則)。第四十三條。醫師は自ら療診する患者の處方に限り。第二十六條。第二十七條。第二十九條に從ひ自宅に於て藥劑を調合し。販賣授與することを得。此場合に於ては第三十八條の監視を受くべし。醫師は第三十四條に從ひ。醫師たるの證明書を以て藥劑師。藥種商。製藥者より毒藥劇藥を買收ることを得。」第四十四條。此規則施行以前に於て內務省より藥舖開業免狀を受けたる者は藥劑師たるの効を有す。」第四十五條。「阿片賣買に關する事項は明治十一年(八月)。第二十一號布告に據る」。第四十六條。醫科大學藥學科及高等「中」學校醫學部藥學科の卒業證書を有し。年齡滿二十年以上の者は其證書を以て。此規則第三條に據り。藥劑師免狀の下付を願出ることを得。此場合に於ては內務大臣は試驗を要せずして。免狀を授與することあるべし。外國の大學藥學部。若は藥學校に於て。卒業したる者。又は外國に於て。藥劑師免許を得たる者にして。年齡滿二十年以上の者は。其の卒業證書。若は開業證書を以て。藥劑師免狀の下付を願出ることを得。此場合に於ては。內務大臣は其の證書を審査し。試驗を要せずして免狀

ヤクサ

を授與することあるべし。第四十七條。此規則は明治二十三年三月一日より施行す。」第四十八條。明治十三年(一月)。第一號布告。藥品取扱規則は此規則施行の日より廢止す。

ヤクザイガク　藥劑學。(ヤクブツガクを見よ)

ヤクザイシ　藥劑士。(ヤクザイの部を見よ)

ヤクシマ　屋久島。今大隅國に屬す。古は獨立の酋長ありて。我か國に貢したり。推古天皇の廿四年掖久人始めて來貢することあり。リウキウ參看。

ヤクシヤ　役者。(ハイイウを見よ)

ヤクドシ　厄年とて。男女年齡に依て。其の年一年間を謹愼すること古き俗習なり。和漢三才圖會云。七歲。十六歲。二十五。三十四。四十二。五十二。六十一。按。素問陰陽二十五人篇云。件歲皆人之大忌。不レ可レ不ニ自安一也。考レ之。初七歲以後。皆加ニ九年一。今俗別ニ男女厄一(男二十五。四十二。六十一。女十九。三十三。三十七)。男以ニ四十二女三十三一爲ニ大厄一。未レ知ニ其據一。男四十二爲ニ大厄一。前年謂ニ前厄一。翌年謂ニ排厄(カシロヤク)一。忌ニ前後三年一。或四十一歲生レ子。則謂ニ之四十二之二歲子一忌レ之。稱ニ他姓一。以爲ニ他人子一之類。亦惑之甚者也。凡當レ厄前年節分夜。追儺炒豆用ニ年數一。添レ錢棄レ之。或取ニ古犢鼻褌一。捨ニ之道衢一則無レ祟。此等皆慰ニ其心一避レ禍也。忌字卽已心也。雖ニ小人一貪欲守レ度。飲食色慾守レ節者。祓レ厄除レ災上策也。大公曰。刀劔雖レ快。不レ斬ニ無罪之人一。橫禍不レ入ニ愼家之門一。和訓栞云。靈性集に。祈ニ誓弘仁天皇御厄一表。見えたり。四十二の厄は。世繼物語に見えたり。四二の音を忌成へし。三十三の厄は。水鏡に見えたり。三三の音を忌成へし。今俗男子は廿五。四十二を厄とし。女子は十九。三十三を厄とす。又鹽尻に云く。我國男四十二。女三十三。異邦七歲。十六歲。二十五歲。三十四歲。四十三歲。五十二歲。六十一歲。忌年不同。されば男は忌雙。女は忌隻と云事。陳繼儒が羣碎錄に見えて。北齊の李渾が弟繪。六歲にして入學を願しに。家人等偶〻年の俗忌を以て許さゞりし事あれは。其來る事も久しと見ゆ。擁書漫筆に云。關秘錄七の卷。竹は六十年めに盡る。芹は四十二年めに盡る。仍て四十二の厄年に。芹を喰はぬ人もある也といふ。拾芥抄に載する所の厄年に。四十九あり。太一定分の厄に。四十五あり。揮塵錄に。朝名公多厄ニ於六十六一。韓忠獻。歐陽文忠。司馬溫公。王荊公。蘇翰林。而秦師垣亦然ともいへり。三十三。四十二は。其前年を取也ともいへり。又四十二は陰數。三十三は陽數。是其根さす所の數の年を取て。大厄とすともいへり。【厄除】の俗方は種々あり。神佛に厄除と稱するもの多く。厄除大師。厄除地藏等あり。川崎の大師はこれがため厄年のものその年の元旦に參詣す。又厄にあたりし者はすべて鱗形を用ふ。婦人などは簪に衣服にこの紋形あるものを用ゐ。厄除の咒符とす。

ヤクハラヒ　厄拂のとは。節分及追儺大祓の條に述べしが。歲時記栞草に厄拂。厄落十二月の條に。四十二歲男子自ら犢鼻褌を落す。是をふぐりおとしといふ。厄を拂ふの義なり。今宵乞人綿巾を以て面を覆ひ。白疫拂疫落しと稱し。終夜街衢を往來す。唐土にも丐者のやくはらひといふことみえたり。夢華錄此月に入るより。貧者數十人群をなし。神鬼に裝ひ。男婦鑼鼓を以て門を巡り。錢を乞ふ。これを打夜胡と名く。又驅祟の類」とあり。厄拂の文句は。大概「アヽラ目出度いな〳〵。今晚今宵(或は大年こし。又は六日年越し。十四日年越)の御祝義に。何〻盡しにて拂ひましよ。云々。惡魔外道を掻い掴み。西の海へさらりッ」と云ふを常とす。西の海と云ふこと。蒙古の船を神風にて西海に沈めたることを云ふとぞ。節分の夜には今晚今宵と唱ひ。除夜には大年こしと唱ふ等區別あり。六日年越は門松を取除く夜なればなるべし。十四日も。家に因りて此の夜まで松を存する者あればなり。然れども豆を與へて厄を拂はしむるは節分にして。其の他は錢を與ふる者多し。明治九年十二月。警視廳は之を乞食類似の業なりとして。東京府下の同業者を禁止したりしが。幾くもなく緩みたり。

ヤクブツガク　藥物學。文藝類纂に云ふ。藥物を研究する學は。中古これを茫乎に屬すと雖も。古昔は殊にこれを教習せり。日本紀欽明天皇十五年。春二月。百濟云々。別奉レ勅貢(中略)。採藥師施德潘量豐。固德。丁有陀とある。是藥物を識る者の始とす。又天智天皇紀に。十年正月(中略)。是月以ニ太山下一授ニ(中略)炑日比子贊波羅金須(解藥)。鬼室集信(解藥)。吉大尙ニ(解藥)と見えたるは。前の採藥師と同しく。諸藥を了解したる韓人を爵せられしなるへし。其頃の法は。何如を知るへからすと雖も。職員令。藥園師。藥園生を擧けて。藥物を識ることをいひ。政事要略醫疾令を引て。藥園生は藥部世習に取ることを云ひ。又諸國輸藥之處。置ニ採藥師一。令ニ以レ時採取一とあれは。此官必諸國にも有しなるへし。又職員令集解に。凡藥園令ニ師檢校一。仍取ニ園生一敎レ讀ニ本草一。辨ニ識諸藥並採種之法一。隨近山澤有ニ藥草一之處。採握種レ之。所レ須人功。並役ニ藥戶一と。其藥師の教ふる所。藥生の學ふ所。蓋農本經及陶弘景の名醫別錄なるへし(然れとも類聚國史職官部に。醫生者大素甲乙脈經。本草(中略)。勤須レ講レ之とあるは。本經のみかとも思はる)。其後桓武天皇

の朝に至りて詔して唐新修本草を用ゐしむ。續日本紀(三十九)。延暦六年五月戊戌。典藥寮言。蘇敬注新修本草。與二陶隱居集注本草一相檢增二一百餘條一。亦今採二用草藥一既合二敬說一請行二用之一。聽焉(蘇敬は唐右監門長史にして新修本草を修す。宋開寶本草に至て宋太祖の父趙敬の名を諱みて。蘇恭に作る。故に後世仍り用ゐて敬の名を亡せり。今只我邦に傳はる所の新修本草に。其名を存す。其本草近來世に出てたり)とあるに據れは。此前は專名醫別錄を學ひしなるへし。此詔ありてより。一に新修を用しと。延喜式部式上に。凡醫生皆讀二蘇敬新修本草一。典藥式に。凡應レ讀二醫經一者(中略)。新修本草三百十月。又曰凡大素經准二大經一。新修本草准二中經一(下略)等の文あり。其後延喜の頃に至り(年代確證なしいへとも。參考するに醍醐の朝なるへし)。大醫博士深江輔仁新抄和名本草を撰する事。源順和名抄の序に見えたり。是我國動植を錄せし者の始なるへし。これに次きて。丹波康賴の醫心方首卷。末卷。又後人の補綴といへとも(七世孫長平の撰する所といふ)。康賴本草。梶原性全か萬安方六十一二の卷照味鏡等出つ。其後は聞ゆる者なしと雖も。應仁の頃。竹田定盛(昭慶と稱す)の門人。山科景紹といふ者。明に航して。本草を學ひしこと(清水世信所記)あれは。傳記傳はらすと雖も。亦研究せし人なるへし。又天文年間吉田宗桂(意安と號す)。和藥を辨知するを以て世に日華子と稱せられ。遂に自別號とせし事。本朝醫考に見えたり。然らは此頃は。已に專陳日華か開寶本草を攻めしなり。其後林道春等出て、。文華稍開けしかと。未能く本草家の書を研究する者有らす。元錄の際。筑前の人。貝原篤信儒士なれとも。實學を好み。旁醫を能くす。こゝに於て。始めて大和本草の著あり。其他農政種樹の書等を撰す。尋て江戸人。稲生宣義あり。若水と號す。加賀の前田氏に仕ふ。諸州を經歷して。手親實物を寫して傍に其說を記し。庶物類纂一千卷を著す。是我國動植學の始祖にして。松岡玄達。其門に出つ。玄達は西京の人にして。善く其業を恢弘す。用藥須知。毛詩名物辨解等人の便する所なり。是亦弟子多しといへとも。其翹楚たるは。小野職博なり。職博蘭山と號す。西京の人なり。幕府其名を聞きて。江戸に招く。こゝに於て藥物の學大に行はれ。其門多く有名の人を出せり。其子孫亦其箕裘を繼く。且享保年間。江戸に阿部將翁あり。幕府の命に因りて。諸國を經歷し。動植を考究す。其時の著。採藥使記あり。其裔阿部友進亦將翁と號す。其業を承けて。西洋植學を講せり。又文化年間。江戸藥園の管人に。岩崎常正あり。培養に精く。寫眞に妙なり。著す所本草圖譜數十卷あり。其他小野蘭山に先て。田村藍水大田大洲あり。藍水の門。讃岐人平賀鳩溪を出す。只動植の學のみならす。西洋窮理の學に從事し。電機火浣布砂糖製造等を發明せしは。人の知る所なり。物類品隲世に行はる。同門に曾昌啓あり。是亦古今の動植を考定す。其後宇田川榕庵。大槻玄澤あり。前野良澤と與に。阿蘭學を修め。遂に瑞典林娜斯氏の學を興し。西洋の植學を傳播す。榕庵著す所植學啓源あり。玄澤著す所蘭畹摘芳あり。又蘭山の門水谷豐文あり。豐文の門に。尾張人伊藤圭介を出す。圭介大に其學を廣め。林氏堙氏の說を主張す。著書夥しく。年七十を踰えて愈其業を研究す。圭介の門田中芳男あり。是亦大に學風を振起せり」とあり。

ヤクミ　藥味。(カウレウを見よ)

ヤクモゴト　八雲琴(コトを見よ)。

ヤグラ　櫓。和訓栞云。やぐら。樓をよめり。彌藏の義。重ね造りたるをいふと云へり。また日本紀に。兵庫をよみ。和名抄に櫓をよめは。矢庫の義にも侍るへし。起レ庫儲レ箭とも日本紀に見えたり。案するに彌座の義なるべし。城門の上の樓を渡りやぐらといひ。親船の甲板を矢ぐらといひ。また角力場觀進能にやぐらあり。劇場の屋上にも櫓を建つ。又火の見櫓あり(各條下參看)。皆いづれも一層高き所にあるを櫓といへり。火燵やぐらなといふも。敷疊より高くしつらへしものなれば。然いふなるべし。又鎌倉邊にて土窟をヤグラと云ふは。岩庫の約まりたるにて。土人後世に至りて。古への穴居の跡を利用して。倉庫に使ひたるよりの名なるべし。

ヤクワイ　夜會。外交開けてより西俗を移して開かるゝところの宴會也。我國にて。毎年必す開かるゝは。外務大臣の開く天長節の宴會なり。天長節の當日外務大臣夫婦が主人となり。皇族の方々內外の官吏及び民間有名の紳士等を招待する例は。明治十二年延遼館に於てせしものを始めとす。爾後年々其催しのあらざるなく。會場は十六年まで同館又は外務卿官舍を充用したり。同年鹿鳴館の建築成るに及び。會場を此處に定め。引續き十年以上同館に於て開會したりしかば。天長節の夜會と鹿鳴館とは殆ど離る可らざる因緣の如く見えしに。二十七年十二月。同館は華族會館の手に歸したるを以て。爾來更に帝國ホテルに於て開かるゝ事となれり。本來此夜會は外務大臣の官邸に於てこそ催す可きものなれども。同邸の建物は多數の來客を容るゝに足らず。鹿鳴館。帝國ホテルも尙は狹隘を訴ふるを免かれず。近來は開會の度ホテルの後園に食堂の假屋を仕誂へ。僅に間に合す位なり。其の服裝儀式等何れも。西洋風を採りしものにて。之れを記すは繁冗なるを以て省

く。

ヤクワム 薬鑵。和漢三才圖會に。銅鑵(俗云藥鑵)。本綱云。銅器盛二飲食茶酒一經レ夜有レ毒煎レ湯飲損二人聲一。按。今銅鑵專用レ之煮レ物。甚速熟。凡銅工作レ之。塗二白目於內一。令三銅白色一。以防二銅氣一(和二錫鉛一爲二白目一)。然新者有二銅臭氣一。數煮レ物經レ月者不レ臭。害亦無矣。」【煎藥鐺】按。煎藥鐺忌二鐵銅一藥多故。金銀鐺爲レ上。瓦鐺亦可也。太抵藥一貼重一錢半。淨水重八十一錢。煎爲二一碗一。最藥多少水增減準レ之。煎經レ宿者不レ可レ用。泥レ胸不レ益今多用二唐金一(銅和二鉛五分一冶成謂二之唐金一)。亦不可也。蓄年者無レ咎。地黃。玄參。益母草。肉豆蔻。此等銅鐵共忌レ之。則其唐金亦可二斟酌一矣」とあり。故に後世多く土瓶を用ゐ。金屬器を用ゐず。

ヤシキ 屋敷は。宅地を云ふ。轉じて德川氏の末には。武家の邸を云ひ。又おやしき者。又おやしきさんと云へり。靑標紙屋敷向的例に其の制規を載せたり。(チショ參看)。

ヤシマ ノ エキ 屋嶋の役。平氏の京師を出づるや。安德天皇及三種の神器を奉して讚岐(山田郡)に走り。行宮を屋島に建てゝ山陽南海兩道を徇へたりしが。義仲の戰死するを聞くに及びて。攝津の一の谷に築く。一の谷は北に山を負ひ。南に海を受け。要害頗る堅固なり。時に兵勢また大に振ふ。壽永三年。法皇範賴。義經に命してこれを討たしめ給ふ。二月五日。兩將漸く一の谷に進み。範賴は生田森なる東門より。義經は西門なる一の谷より討ち入るへきの作戰なりしが。義經は其部將をして西門に向はしめ。己は方向を轉じて。輕騎を從へ。城後の嶮坂。鵯越に出づ。義經のこゝに達するや。二門の戰正に酣なり。義經思らく機乘すへしと。一轍衆卒に先ちて下坂し。不意に城中に突入し。火を上風に放ちければ。煙燄天に漲り。人馬蹈藉し。海に航せんとするも船の供給に乏しく。重衡遂に虜につき。師盛。知章。忠度。經正。經俊。敦盛。通盛。業盛。盛俊等皆戰死し。宗盛。知盛。一範經等のみ。安德天皇を奉じて僅かに屋島に奔れり。文治元年二月。義經法皇の宣を承けて屋島に向ふ。梶原景時之に副たり。逆櫓の議を立てゝ義經に容れられず。義經獨り先つ船を艤し。暴風に乘じて渡速を發す。田代信綱等百五十騎從ふ。阿波尼子浦に上り。守將櫻間頁遠を虜にし。州人近藤親家を先導として進む。途に一卒の京師より尾島に赴くに遭ひ。紿いて屋島の情勢を知る。乃ち十八日早曉火を高松牟禮に放ちて進む。宗盛守兵を留め。帝を船に奉じて海に泛ぶ。那須宗高扇を射る。義經弓を海に隨す。共に此役の事なり。平教經義經を逐ふ。義經舟を跳て遁る。教經陸に上て射る。源兵中りて死する者多し。明日平軍を屋島城址に攻め。平軍志度浦に遷り。又逐はれて、長門檀浦に遁る。

ヤシロ 社。(ジムジヤを見よ)。

ヤスクニ ジムジヤ 靖國神社は。初め招魂社といふ。明治二年六月二十九日招魂社を東京九段坂上に創造し。以て戊辰以來戰死者の靈を祀る所とす。是日勅使五辻安仲を遣して。臨祭せしめ。及び永世米一萬石を下付せらる。尋て十二年。更に靖國神社の號を賜ひ。官幣大社に列し。爾後每歲五月。十一月を以て。大祭を擧行し。祭日には。勅使之に臨みて幣を賜ふを例とす。又當日は境內に競馬。相撲。散樂等の觀ありて。其繁盛いはむかたなし。又其境內庭園。府下公園の其一たり。嘉永明治年間錄明治二年己巳六月の條に。夏の頃より。九段坂上馬場の跡へ招魂社御創立あり。是は近年諸國幷近在東京上野其外戰爭の砌。報國盡忠の儔。戰死の亡魂を慰給はんとの御沙汰として。此御造營ありけるよしなり。今年は未だ假建にて。翌年に至り。三町餘り奧の方。西へ移され。悉く境內となし給ひ。五年に至り壯麗なる社頭御建立あり。每年正月三日。五月十五日より十八日迄。九月二十三日祭禮の式御執行あり(月次祭日三日。十五日。廿三日と御定あり)」といへり。但本文の祭禮式月は。今は每年五月。十一月の二季に改まれり。又た東京地理沿革誌に云。招魂社は明治二年の建設にて。戊辰の際。官軍戰死者の亡靈を祀れるものにして。明治十二年。靖國神社と稱し。官幣社格に列せらる。社地は富士見町一町目。二町目に跨り。境內庭園を設け。多く珍奇の卉樹を植ゑ。花時芳を鬪はす。祠背に假山沼池あり。小飛瀑巖磵を落ち。游魚靜水に盈つ。其勝愛すへし。故に衆人朝暮逍遙の場となす。又境內に遊就館あり。多く新古武器。其他軍事に關係ある物品を蒐集し。定日公衆の縱覽を許し。博識の資となす。馬場は同社祭日の競馬場にして。或は此處に火戲を演す。社前に向へる本通に。石燈籠數十基兩畔に臚列し。中央に近頃大村兵部大輔銅像建設の擧あり。「巍然華表と相對す。」又陸軍省官制の第七條中に。第一課に於ては。靖國神社及遊就館に關する事項を掌るとみえ。同二十二年中。維新前殉難者數十名の靈を合祀せられ。明治二十七年。戰役の死者を合祀することを官報にて告示せられたる者。既に千餘名に達したるが尙ほ臺灣の土匪及び三十三年北清事變の戰死者續々合祀せらる。堂宇狹隘なるが故に。三十二年以來改築に着手し。三十四年十月落成せり。

ヤスライバナ 安樂花。祭事の稱なり。日次紀事云。三月十日安樂花。今日安樂花神事。辰刻許。上賀茂南上野村土民。著二烏帽子素袍一。或又爲二異體之粧一。而各先聚二一村之摠堂一。倭俗村里中造二一草堂一。常使二僧守一レ之。有レ事則民人聚二斯堂一而謀レ之。是稱二摠堂一。自レ是先詣二光念寺北上御前社一。各異口同音唱二安樂花一。大皷并横笛助二其筋一。然後往二大源菴社下御前社一。各作二踊躍一。而後歸二村摠堂一。自レ是於二第庄屋前一躍畢。各歸レ家。倭俗一村邑豪稱二庄屋一。此人毎令二下民一。掌二秋米收納之事一。又上賀茂。梅辻。岡本。河上。三箇村土民詣二今宮一。各作二踊躍一。如二上野村一。然後各歸二賀茂一。則於二社務及毎社司之家一作二踊躍一。到處其家主脫二肩衣一而與レ之。是爲レ期而止二踊躍一。是纒頭之微意乎。傳言春時多疫癘行。今宮疫神也。故作二踊躍一歎二神靈一以祭レ之者也。或說是花鎭祭而惜二落花一。祈レ無二風雨一者也。故唱二安樂花一云。一說今月高雄山神護寺法華會。動有二魔障一。故催レ躍和二邪魔一。故安樂花祝二法華會平安了畢一之義也云々。擁書漫筆云。やすらいばなの繪詞一卷あり。奥書に年中行事追加。詞書三位雅經。繪土佐光長と見ゆ。輪池屋代翁曰。年中行事追加としるせしはうたがはしきこと也。やすらい花は世俗より事おこりて。年中行事に入べきものにあらずと云々。其詞書の全文に云。三月十日。たかをでら(高雄寺)の法華會といふをおこなふ。京中の女のわらはべ(女童)。まうでゝまびかなづ。いでだちてゆくを。さゝきあるいへによびとゞめて。まはせ見る。これをやすらいばなとなづくるなり。右は卷首にあり。また中間に。たかをの法華會に。をとこをんなまゐりあへりと見ゆ。この外には詞書なし。百練抄七の卷。久壽元年の條に。四月近日京中兒女。備二風流一調二鼓笛一。參二紫野社一。世號二之夜須禮一。有レ勅禁止。夫木抄雜十六。釋教部に。西行上人たはぶれ歌とてよめる。「高雄寺あはれなりけるつとめかな。やすらいばなと皷うつ也」。山城四季物語二の卷。三月十日紫野の今宮にて踊事の條に。或說にむかし高雄の神護寺の法華會には。必らず障の事有ければ賀茂今宮に祈祀して。惡氣をなだめんとて。をどりをなしけるより。はじまりけるとかや。さるゆゑに高雄の法華會は。やすらかにはてよとはやせしを。いつのころよりかやすらい花よ。あすない花よなど。はやすは誤也とかや。歌林拾葉集十二の卷第三條に。大德寺のあたりに萩野といふ所あり。三月十日。其邊の祭也。

ヤスラ

安樂花と名づく。其の日賀茂上野村の里人ども。いろ〳〵の裝束を著しつゝ。鼓笛をうち吹。踊めぐり。榊に幣などとりかけうちかざしつゝ。こゝかしこ渡りて。そのはやし物の詞に。やすらい花よ。あらよい花や。といひて。拍子をうち渡りめぐる事あり。山城名勝志十一の卷に。高雄寺緣起云。法花會三月十日。紫野に人おほくあつまりて。高をは法華會やすらにはてよ。といふべきを。かくはやすとかや。山城志一の卷。京師神廟部に。今宮祠云々。三月十日花鎭祭。謂二之也須良飛一。其書軸在二祝氏家一。また洛陽名所集八の卷。毛吹草三月の部。篗絨輪三月の部。増山井三月の部。俳諧新式三月の詞部など。物にいひたるを考てしるべし。輪池翁の夜須禮花考に。日次紀事。橘窓自語。朝野雜記。滑稽雜談。都名所圖會など引てくはしくいはれ。高雄寺緣起。四季物語などの謬をろうじ辨られたり。また高孟彪が輿書に。此古圖不レ可レ考。藤原貞幹曰。疑らくは古の女田樂と云ものならん歟。山槐記に見えたり。或は亦殘夜抄雜藝部に云。チナイラコと云もの歟。後考を俟。或人云。宇治殿庭舞圖なるべしと。何れか是なる事を不レ知也といひたれどかなはず。孟彪字は孺皮。號を芙蓉とよぶ。安永天明の比。京都に住て。古篆印章の古製など考得し人也。此圖卷の中に。草合の圖の見えたるを。今こゝにうつす。草合は和名抄雜藝類部に。荊楚歲時記云。五月五日有下闘二百草一之戲上。闘草此間云二久佐阿波世一。七修續稿四の卷に。風俗闘二百草一之戲。獨盛二於吳一。故荊楚記有下端午四民闘二百草一之言上。未レ知二其始一也。昨讀二劉禹錫詩一曰。若共二吳王一闘二百草一。不レ如二應是欠二西施一。則知起三于吳王與二西施一也などあり。結毦錄上卷。花鎭祭の事の條に。寂蓮は俊頼の弟子也。本名を定長と云。建仁二年七月二十日卒す。京師紫野今宮社司の家に。寂蓮やすらい花を詠ぜし歌あり。又三月十日やすらい祭に躍り歌ふ謠あり。俱に寂蓮か書也。やすらい祭の日は。今宮社司の家の壁間にこれを掛。やすらい花は。公事根源に出る花鎭祭なり云々(輿清按に。やすらい花と花鎭祭とはおなじからず。此下に寂蓮の書しやすらい花の詞を載たれど。事ながければ今は略つ)。遠碧軒記一の卷に。安樂花の祭は。上の御前宮。下の御前宮の祭にて。上野。紫野。大門三村に。上賀茂よりも少し加はる。此邊にても正傳寺村より不レ拘レ之云々。三の卷に。やすらい花の事。高雄の緣起に。高雄は法華會。やすらいはてよと云事を。やすらいばなと書云々。宗接に。やすらい花は大嘗會田歌なり云々。又云。高雄緣起に。法華會やすらかにすめとの事。これを安樂花と云とぞ云々。また管見野水抄四の卷。安齋隨筆小車錦の卷なとに。やすらい花の事見ゆ。安齋隨筆袖纐訓の卷に。額烏帽子。夫木抄に西行法師の歌に。「篠捲て雀弓張る男童。額烏帽子の欲氣なる哉」。年中行事繪卷物に。男童の額に黑く三角なる小き物をあてたる躰。所々に見えたり。是れひたひえほし也。拔幼帝御元服以前は。空頂黑幘と云て。黑く羅にて作り。御額にあてたまふ也。是御冠の代也。額烏帽子もこの類の物也。今世も民家にて。死人の額。又葬送の供者の額に。白紙にて三角なる物を作てあつるは。額えぼしの遺製也。古き事も古き詞も。田舍民家に傳はりたること間あり云々。輿清按に。やすらい花の圖卷の。雀弓射る小童は。ひたひえぼしより前髮ふゞき亂れて。西行の歌にそのさまよくかなへり。さればほしげをほゝ毛につくれるかたも。ことわりなきにあらず。ほゝげはふゞきに同じくて。ものゝ亂れたるさまにいふ詞也。右このほかにも。種々書ともにいへれど。左のみはとて畧しぬ。

ヤソシウ　耶蘇宗。

新教舊教種々あり。其の分派の情況及び其歷史は海老名彈正氏が我が社の爲に起稿せられたる日本基督教史あり。乃ち之を左に揭ぐ。

【基督教の起源】基督教は紀元第一世紀の前半期に於て。地中海の東岸パレスチンのガリラヤ州より發し。三百年の辛酸を嘗て。終に羅馬帝國の國教となりしものなり。其開祖はガリラヤのナザレ村の人耶蘇基督なり。此宗教は決して單純なる思想の宗教にあらず。其の當初より種々の分派を生するの傾向を有したりき。羅馬帝國の分離して東西の二帝國となりしは。基督教會の東西二教會に分離せる時期を速にせるものなり。其の劃然として全く分離したるは。第九世紀の末期にてありき。東派を【グリシヤ敎】またはギリシヤ公會といひ。西派をラテン公會。羅馬教又【天主教】といふ。テの部參看すべし。

【天主教の渡來】第十五世紀に於て。スペイン。ホルトガルの二國民が世界に雄飛したるに際し。羅馬教は此二國民を介して世界に延蔓し始めたり。恰も元龜天正の時代にして日本帝國に始めて紹介せられたる基督教は。即ち此羅馬教にてありき。一時は數十万の信徒を作り出すの勢力ありしと雖。德川幕府は教徒を放逐し。或は之を刑し。國を鎖して外國宣教師の來朝を防ぐ等。最も嚴酷なる禁壓に因りて。其根を絕たんとするに至れり。天主教徒の殘黨肥前筑後等に隱伏せるもの少からざりしと雖も。遂に社會の元素となること能はず。氣息奄々として僅に其命脈を維持して維新の時に及べり。天主教が日本帝國に於て其根據を堅うする能はずして。殆んと勦滅せらるゝに至りたるは。其教義が帝國の國體と衝突せるを以てなり。當時天主教は羅馬教皇を以て諸主の主。諸王の王と尊崇したるを以て。國家的思想

に富みたる國民とは勢ひ衝突せざるを得ざりき。當時歐洲に於ては英國最も烈しく天主教と戰ひ。之を國外に放逐することを務めたり。阿蘭に於ても獨逸に於ても亦然りしなり。歐洲宗教改革の一動機は則ち國家的元氣の發揚にして。非國家主義なる天主教と衝突せるものなり。ウヰクリーフ。ホス。ルーテル。ツウヰングリー等は皆報國憂民の義士なりき。日本帝國のみが天主教と衝突して之を排斥したるにはあらず。歐洲チウトニク人種の諸國の如きは。元と天主教國たりしと雖とも。其國家元氣の發揚と偕に天主教の羈絆を打破せんことを務めたるなり。是れプロテスタン派即ち新教の勃興したる一大原因たるは。史上昭々として蔽ふべからず。

【新教】新教は歐洲の文運と偕に發生したるものなり。其種子は遠く中古に存したりしも。其油然として興起せしは。紀元第拾六世紀の始にてありき。英國に於てはウヰクリフ夙に之を唱道し。大陸に於てはボヒミヤのホス之を絶叫し。ルーテル。ツウヰングリの先驅となれり。新教の天主教に異なる所は。聖書を至上の教權とするをなり。天主教は聖書外に聖傳といふものを重んじ。宗會議決の神聖なるを認め。又教皇の至上權に絶對的服從を要求す。新教は此三教權を拒否して偏に聖書を信仰の根據となし。又之を説明了解するは各個人の權利となす。故に新教は各自の道理と良心と我を根據とする文運と相伴ひ。又各國の獨立權を主張する國家主義と相携ふるを得るが故に。新教の勃興と文運の隆盛と國家主義の發揚とは。鼎足の姿をなして歐洲文明の三要素となれり。

【新教の渡來】嘉永六年即ち西曆紀元一千八百五十三年七月八日。北米合衆國水師提督ペリーが始めて浦賀に音づれたるは。プロテスタント新教の來朝といふても可ならんか。提督の配下には後日宣教師となりて渡來したるゴーブルといふ者ありき。提督は三太郎といふ日本人。米國人間にはサムエルパッチトと其名を知られたるものゝ教化をゴーブルに托したりと傳ふ。万延元年。米國に於て浸禮を受けたりし。後三太郎はゴーブルに伴はれて歸朝し。布教に熱中せしも。未た時期の熟せざりしを以て功を奏すること能はざりしといふ。

當時北米に於て多くの外國傳道會社なるもの組織せられ始め。競ふて外國傳道に從事するに至れり。日本が鎖國の國是を一變して。開國主義を決行したるを聞くや。北米の傳道會社は忽一大活氣を催ふし。好機失ふべからずとて。直に宣教師を本邦に派遣し始めたり。安政六年。即ち日米條約の確定せられたる翌年。日本在留の目的を以て來朝したるはリッギン。ウヰリヤムス。ヘボルン。フルベッキ。ブラオン等なりき。又其明年に來朝したるは前述のゴーブルにてありしなり。ブラオンとヘボルンは神奈川に。フルベッキは長崎に。ウヰリヤムスは大阪に居住して宣傳の門戸を尋ねゐたるが。宣教師の數漸々增加し。グリーン。デビスの如きは神戸に留り。各々宣教に熱中せるも。傳道の門戸尙開けず。已むことを得ずして或は少年を集めて英語を教へ。或は日本語を學び。或は字書を作り。或は聖書を飜譯し。或は醫療を施して。時の來るを待ちたること十有餘年。此の間受洗したる者六名に過ぎざりしといふ。外國宣教師の困難苦心實に察すべきものありしと雖も。彼等は有力なる日本人の協同を得るに至るまでは殆んど何の功果をも擧くること能はざりき。

【外國宣教師の增加】安政六年には外國宣教師の數僅に六名にして。其代表せる傳道會社は米國監督派。長老派。改正派及浸禮派等に過ぎざりしが。明治二年となりて米國傳道會社の派遣宣教師三名を加へ。又英監督派の派遣宣教師二名と。外に改正派に屬する女教師壹名及米國女子一致傳道會社の派遣女教師三名を加へて。茲に十五名とはなりたるたり。此後十數年を經て彼等の數は頓に增加し。明治十五年に至つて。男子は八十九名。女子は百四十五名となり。之を派遣せる所の傳道會社は實に十八個に達したり。更に七年を經過して即ち明治二十二年に至りて。男宣教師の數は二百一名となり。女子は三百六十三名にして二十八箇社を代表するとゝなれり。其れより又更に七年を經過して。明治二十九年に至れば男子は二百三十八名に增加し。女子は四百四十二名となりしも。傳道會社の數は比較的に一會社を增加したるのみ。此後宣教師の數は大なる異同なく。會社の數も更に四個を增加したる位にて停止せり。

【教派の特質】プロテスタント新教は數十派に分離するが故に。一々之れが特質を擧くるの暇あらざるなり。故に爰には本邦に於て目下最も有力なる教派の特質のみを畧記すべし。

日本基督派は其名稱の示すが如く。英米長老派の名稱のみを變更したるものにはあらず。英米よりは五ケ以上の傳道會社を代表して來朝したる宣教師等も。本國に於てこそ多少歷史的教派の異同を有すれども。元々カルヴン派に屬する者なれば。日本に於ては其小異を去つて其大同を取り。互に相一致して協同的行爲をなし。日本に於て設立せられたる教會は之を一致教會と命名するに至れり。然るに此教會は日本に於て新なる特色を發輝するものあるを以て。之を日本基督教會と改名せしものなるべし。其教會政治は長老政治なるも。其信條は英米教會の信條を其儘

採用せずして。新に之を制定せり。其他教派と異なる所は信條にあらずして。寧ろ政治の組織にあるべし。

組合派は米國傳道會社に親密なる關係を有したれども。米國會衆派の分會なるものにはあらず。全く日本に於て其特質を發輝しつゝあるなり。其他派と異なる所は政治と教義とに於て獨立自由を主張するにあり。故に組合派に於ては各個の教會をして一定の教制に服從せしめず。反て自由獨立の發達をなさしむるにあり。されども亦統一なきにあらず。大躰に於ては十分なる協同一致を完成する實を擧けつゝあるなり。

監督派は英米に於ては分離し居れども。日本に於ては相方合併して日本聖公會なるものを作れり。其重なる特徵といふべきものは儀式を重んじ秩序を貴ぶにあり。從つて其運動は日本基督。組合の二派の如く活潑ならず。又監督政治にして日本人中より監督に擧けらるゝもの一人もなきが故に。獨立の美擧を奏することは以上二派に對して遜色なきこと能はず。

メソヂスト派は實は數派に分派し居るなり。日本に於ても五ヶ以上あるべし。然れども今日は合同一致の美擧を完成せんとて頻りに其方法を講しつゝあるなり。其政治は一概には言ふべからざれとも。監督政治を採用す。其運動は組合派の如く各教會個々の運動にあらずして。一團體となつて行動するを旨とす。其教義は一概にいふべからざれども。開祖ウエスレー以來。長老派の豫定論に反對して。人の自由意志を主張す。然かして其重なる特色は宗教を情感に求めて。甚た熱心なるを常とす。

浸禮派は政治は米國會衆派の制度を取れども。浸禮を偏重して浸禮を受けざる者は救はるべからずと主張す。

ユニテリアン。宇宙新教。普及福音の三派の如きは各々特色なきにあらずと雖も。專ら各自の理性を貴重するが故に。自からは最も進歩したるものと自重す。然れども。宗教的熱心を失ふ傾きあるは此派の短所にして。日本に於ては教會としては殆んと力なきなり。

【基督教運動の開始】明治時代となり。外國人の渡來頓に其數を加へ。傳道の門戸漸々開け始めたるは。基督教運動の便利となりしと雖も。此運動を熾ならしめ。斯教を本邦に普く傳布したるは。外國人にあらずして日本人なり。日本人中宗教の勢力を看得し。國家を憂ふるの至誠より基督教を布教せる篤志家ありたるを以て。斯教は本邦に傳布せられたり。此運動として見るべきもの五あり。（一）。横濱プラオン學校に關係ありし人々の團躰なり。之れを横濱青年團躰といふ。プラオンは有爲卓拔の人物にして。禮法儀文に拘せず。能く青年の氣象に投合することを得たり。又彼と協心同力せし。ゼ。バラの如きは。熱誠溢るゝが如く。志氣を鼓舞作興するの活火に滿ちたりき。此二人の感化を受け。傳道の大任を負ひたる人々は則ち本多庸一。押川方義。井深梶之助。植村正久。熊野雄七等の青年にして。彼粟津高明。奥野昌綱等の如きは。又當時の年輩者として最も有力なりき。かくて或は東京に築地大學を作り。或は地方に散じて盛に布教に從事せしが。明治五年三月。横濱に於て其建設したる教會は。獨り日本基督教會派の嚆矢たるのみならず。大日本帝國耶穌新教の先鋒隊にてありき。日本基督派の興隆は專ら此團躰に負ふ者なり。（二）。外國宣教師に全く關係なくして。基督教運動の一中心となりしは。舊熊本藩々立洋學校の學生なりき。此學校は夙に幕府の禁を犯して米國に遊びし横井大平が。明治の初年に於て病氣の爲め歸藩し居たる際。舊細川藩主に勸めて建設したるものなり。彼れは横井平四郎の甥にして。同藩出色の青年なりしが。此學校を建設して間もなく夭死せり。熊本藩は人才を養成せんが爲めに。米國大尉ヂエンスといふ者を聘して。藩の子弟を教育せしめたり。ヂエンスは有爲卓拔の識見を有し。熱誠溢るゝばかりの愛國者にして。其宗教に關する意見も。儀文信條を重んぜず。暗に横井小楠の道學に符合する所ありき。是小楠の門人に養成せられたる學生が多くヂエンスの聲に和して基督教を信せし理由なり。此學生中の錚々たる者は。山崎爲德。森田久万人。横井時雄。宮川經輝。小崎弘道。浮田和民。金森通倫。海老名彈正等なり。明治九年。藩立洋學校閉校せらるゝに先ち。或は東都帝國大學に入り。又は京都同志社に於て神學を修めたる後。或る者は同志社に居りて學校の興隆を計り。或る者は天下に散して布教に從事せり。組合派の活力は此團體に負ふもの甚た少からず。（三）。又外國宣教師に關係のなかりし宗教團體は北海道札幌農學校に於て結ばれたり。時は明治九年以後にして。故黑田清隆の北海道長官たりしときなり。彼は米國マサチユセット州農學校に長たりし博士クラークを聘したりしが。氏は熱誠なる基督教徒にして。鋭氣を奮ひ滿腔の至誠を注ぎて學生を教育し。學生は皆彼の元氣に感服せり。彼れもヂエーンスと同しく。バイブルを以て學生の品格を形成せんと試みたり。長官彼れに謂て曰く。斷じてバイブルを教ふること勿れと。クラーク色を正して答へて曰く。長官は人才教育を我れに依托せるにあらずや。既に之を托

してバイブルを教ふる勿れとは何ぞや。予は此書の外に學生の品格を形成するものなしと信ずと。彼れ亦禮法儀文を事とせる人にあらず。彼れ學校に留りたること僅に一ヶ年なりしと雖も。直接又間接に彼れの感化を蒙り。基督教徒となりし者少からず。其中有名なる人々は新渡戸稲造。大島正健。宮部金吾。伊藤隆一。内村鑑三等なり。彼等布教に從事せる宗教家としては天下に聞えずと雖も。或は教場に於て。或は文筆に於て。或は講壇に於て其所信を學生にあらはせり。(四)。更に又一ヶの團體あり。吾人は之れを奥州弘前東奥義塾に於て見る。此團體も亦直接に外國宣教師に關係を有せざりしものなり。此東奥義塾なるもの。舊藩主の寄附金三千圓に由て設けられたるものなりしと雖も。そは大抵外國人の招聘にあてたりといふ。其外國人といふは米國人にして。支那に宣教師たりしも同僚と合はず。歸國の途次横濱に立ち寄りしものを。本多庸一之を携へて郷里に歸り。義塾の教師となせるものなりといふ。彼れは一種の識見ありて。大に日本人に歡迎せられたれど。外國宣教師輩には忌まれたり。其名をイングといひ。明治七年より十一年まで義塾の教授たりき。本多庸一は菊地九郎と彼を助けて。明治七年より同十九年に至るまで。十年一日の如く學生を薫陶せり。此義塾に於て基督教徒となりしものは山田寅之助。山鹿旗之進。珍田捨己。佐藤愛麿。牛田平三。古坂啓之助。高松榮次郎。伊藤重等なり。又東京小石川同人社に關係ありし青年と東京築地在留米國宣教師カルゾルスの感化を受たる青年との團體ありて。布教の爲には少からざる影響を及せり。平岩愃保。戸川安宅。田村直臣等なり。其他九州長崎に於て基督教の教育を受け九州地方に布教に從事せるもの固より少からずと雖も。是等は未た基督教運動の中心たること能はざりしなり。以上一。二。四の三團體は各新教一大教派の本流となりたることは疑ふべからず。横濱の團體は日本基督派の本流となり。熊本團體は組合派の本流となり。弘前團體はメソヂスト派の本流となれり。

【基督教主義教育】外國宣教師本邦に來て我邦人に接することの六ヶ敷は。如何ばかりなりしや。今日より之れを想像すること能はざる程なり。彼等は先づ英語教授の便を借て本邦人に近つけり。彼等は長崎に於て又神奈川に於て英語教授を始め。之に依て傳道の門戸を開けり。文久元年我政府は十數名の青年を神奈川に在る宣教師の下に送て。英語を學習せしめたり。同二年。ヘボルンは數名の少年男女を集めて英語學會を開き。將來の準備をなせしが。ブラオン及バラの英學校となりては。大に有爲の青年を教育することゝなり。植村正久。松村介石。井深梶之助の如き英文に熟達せる人々を起すに至れり。これ後に至り築地居留地に外國宣教師カルゾル夫婦の下に組織せられたりし英學會と合同して。築地一致大學なるものを建設するに至れり。此學校に於ては神學及英語を教授せしが。今日尋中高等の英語科教員となり居るものゝ中。此學校の教育を受けたる者少からず。カルゾルが女學科を設けたるときに。痛く彼等夫婦を驚愕せしめたる一事ありき。從來カルゾル夫人は英語を青年男子に教授したりしが。女學科を設くるに當て生徒に向ひ。以後余は女子に英語を授くるを以て男子の教師たるを得ずと辭せしに。其中の一人竊に來りて曰く。余は本來女子なれども。女子の學校なき爲に男子を假裝して來學し居りしなり。願くは向後女學科に於て教授をうけんと。斯の如きは我日本女子の如何ばかり學事に心懸け居りしかを證するものにして。又外國宣教師をして女子教育に於て成功せしめたる所以なり。此築地大學は明治十九年東京芝區白金に明治學院を建設するに至り。横濱ブラオン學校の學生たりし井深梶之助は其校長となれり。外國宣教師等が建設せる學校は其教甚た多しと雖も。一々之を擧くるに遑あらず。青山學院の如き。其規模の大なる。決して明治學院に讓らざるなり。此學院は横濱に在りし神學校と京橋區にありし東京英和學校と合同したるものにして。前段に陳へ置きたる東奥義塾の教師たりし本多庸一此院の院長となり。又同塾生たりしもの。或は神學生となり。或は教授となるに至れり。此外京都。大阪。長崎。仙臺。岡山。熊本。新潟等全國須要の都會に於て。傳道の中心たりし所には。必す學校の設ありて。教育事業を盛にせり。其中天下に普く知れたる同志社學院の事は。簡畧に陳述するを要す。同志社學院は新島襄の建設せる所也。新島は群馬縣安中の人。元治元年日本を去り。慶應元年北米合衆國ボストンに到り。同國に在學せしと十年。明治七年宣教師となりて歸朝し。同八年京都に於て同志社英學校を設立せり。創立早々未た一年をも經へざるに。舊熊本藩立洋學校の學生數十名同志社に來りて其神學部に投じ。獨り學業を學習せるのみならず。其中十數名は普通學校教員となりて。大に新島校長を補助せり。是に於てか同志社は頓に其面目を新にし。天下の注目する所となれり。新島校長は同志社の普通學校及神學校を以て安んぜず。之を擴張して大學となさんと欲し。大に天下の有志者に訴へたりしが。之れに應する者少からず。遂に理化及政法の二學部を設くるの運に至りしも。事業未た半ならずして。明治二十二年病死せり。爾後小崎弘道校長となりて。新島の事業を繼續せしと雖も。時恰も神學思想の變遷に際し。内外教授の折合つかず。又同志社をして全く

外國傳道會社より獨立せしめんとの計畫より。愈內外人の意見の衝突を來し。同志社の內部二分し。爭論數年に亘り。終に今日の衰頽を來すに至れり。同志社學院を始め。內外基督教徒の建設する學校は。帝國學制の不完全にして。教育の普及せざりし時代に在ては。我國家教育の欠點を補ひし〻との如何ばかりなりしやを知るべからず。我國民の是れに負ふ所決して少しとせざるなり。

【女子教育】外國宣教師が女子教育に盡力して。其成功尠少ならざりしは。其頃本邦に於て女子教育の不十分なりしを以てなり。橫濱山手第二百十二番女學校の如きは最も初代のものにして。數多の女子を教育せり。明治八年に建設せられたる橫濱のフエリス女學校も。二百十二番女學校に次て夥多の女子を教育せり。東都に於ては東洋英和女學校。青山學院女子部の如きは。最も錚々たるものなり。地方に於ては神戶の神戶女學院。大阪の浪花女學校。京都の同志社女學校。長崎の活水女學校の如き。皆高等の教育を授け。幾多の令孃賢婦人を薰陶したり。是等基督教主義に由て建設せられたる女學校。其數六十四校に下らず。其學生の總數は五千人を超ゆ。是等學生の半數は少くとも基督教徒となりしものと假定するも。其影響の大なる推して知るべきなり。

【幼稚園。貧民學校】幼稚園の數も二十に達し。少くとも一千人の稚子を養成して家庭教育の補ひとなれり。貧民學校の如きは其數六十に下らず。三千人以上の子弟を教育すといふ。

以上陳述せる所の幼稚園。貧民學校。女學校。英和學校に於て。大に基督主義教育を施し。或は聖書を讀ましめ。或は說教を聞かしめ。飽まで基督教の精神を吹き込みて卒業せしむることは。獨り宗教道德の教育を以て子弟の品格を養成すといふのみならず。基督教傳布の方便となりしこと擧て言ふべからず。

【聖書飜譯】當初の外國宣教師は福音を說かんと欲しゝも講堂なく。假令自宅に講堂を設くるの便ありと雖も。福音を聞くものなかりしを以て。彼等は少數の青年に英語を教授するの外は。殆んと無聊に苦めり。ヘボルンの如き和英辭書を作るに苦心慘憺を嘗め。後進者の助けによりて。其目的を達することを得たり。これ世にヘボルンの辭書として知らるゝものにして。獨り外國人の便利となりしのみならず。又本邦人に益せる所少なからず。斯の閑日月を彼等は決して空しくせざりしなり。彼等の或る者は聖書飜譯に從事し。エス。アル。ブラオンの如きは。新約聖書中數部を飜譯することを得たりと雖も。火災に遭ひて悉皆其原稿を燒失せりといふ。

而して其當時多少飜譯することを得しものと雖も。之を活版に起すこと能はざりしは。彼等に取りて一大障害たりしなり。蓋し日本政府は其印刷を許可せざりしを以てなり。後ち浸禮派の宣教師ゴーブルは。明治四年即ち外國宣教師來朝第十二年に於て。始めて新約書馬太傳の譯本を印刷するをえたり。又明治五年には馬可傳と約翰傳との和譯出版せられたり。是れば數年前よりヘボルンの飜譯し來りしものにて。ブラオンと共に訂正して上梓せるものなり。又明治六年馬太傳の譯本出版せられたり。是等は皆各自の飜譯になりしものなれども。明治五年九月二十日。橫濱に於て催ふされし新教各派外國宣教師の集會は。新約聖書飜譯委員四名を選びて。此事業に着手せしめたり。其委員の重立たるものはヘボルン。グリーン。ブラオン。マクレーの四人なりしが。明治十二年十一月に至て。新約聖書全部の飜譯を完成したり。然かして日本人にして最も多くの力を之に致したるは。松山高吉。奧野昌綱。高橋五郎なり。

明治九年十月三十日。東京築地に開かれたる外國宣教師會議は。舊約聖書飜譯委員を選びしが。二年を經て。更に協議を改めて。新約聖書飜譯委員と交涉し。以て批評の便に資せり。此事業に最も深き關係ありしはヘボルン。フルベッキ。ファイソンの三人にして。本邦人にては植村正久。松山高吉。高橋五郎の三名なりしが。明治十九年に至て完成せられたり。明治二十年十二月卅一日。舊約聖書日本譯出版祝會に於て。十六年間此事業に從事せしヘボルンは。新約聖書を左手に取り。舊約聖書を右手に携へ。公衆に向て告けて曰く。此貴重なる献納物は。黃金白銀の積み成せる山にも勝りて。西洋基督教國民が日本國民に呈する所のものなり。何物か之れに比すべけん。願くは此聖書の日本人に於ける。猶其西洋の人民に於ける如く。生命の本源となり。喜悅と平和との使者となり。眞正の文明と國利民福との基礎たらんことをと。

【布教の進步】前述の如く。傳道の機關は愈〻完備し始しと共に。明治六年二月二十四日の布告により。政府は二百五十有餘年の間。全國到る處に揭げられし耶穌教禁制の高札を撤去し。又同年三四兩月を以て。政府は舊教徒の前きに捕られし者を悉く放還したりければ。基督教傳布の障碍は取除かれたり。又民選議院の建白となり。民權論の流行となり。基督教に對する偏狹の心は次第に減するに至りたるのみならず。或は基督教の聖書を以て民權自由の寶典と心得たるものもありて。從來の所謂邪宗門をも歡迎せんと欲するもの漸々出て來れり。今日本在來の宗教と基督

教とを比較すれば。前者は多神教偶像教にして。後者は一神教なり。又佛教は天動地平說を取り。基督教は地球廻轉說を主張したるを以て。勢ひ學術は前者に與せずして後者の友たり。加之基督教は文明國の宗教といふ美名を戴きたるを以て。三百年間の偏頗心あるにも關らず。自ら全國に延蔓するの便を有したりき。此時恰も外國宣教師はやうやく多を加へ。本邦有志の青年中。此宗教を奉するものまた其數を增し。又年還者中には。中村敬宇。新島襄。粟津高明。奥野昌綱等あり。且海外留學の學生中基督教徒となりて歸朝するものもあり。基督教は實に破竹の勢を以て全國に傳布し。十五年を出ずして百倍の多きに達することゝはなれり。

基督教徒增加の表

年號	基督教會	基督教徒
明治六年	一	一六
同九年	一六	一〇〇四
同十一年	四四	一六一七
同十二年	六四	二七〇一
同十四年	八三	三八一一
同十五年	九三	四三六七
同十六年		五五九一
同十七年	一二〇	七七九一
同十八年	一六八	一〇七七五
同十九年	一九三	一三二六九
同二十年	二二一	一八〇一九
同廿一年	二四九	二三五六四
同廿二年	二七四	二八九七七

【布教進步の停止】此の如き長足の進步を以て蔓延したる基督教は。明治二十年代に於て頓に其進行の速力を減じ。更に十年を經過する間に於て。一万の人員を增加すること能はざりき。明治二十三四年の比までに造築したる會堂の數は。三百以上となりたらんも。其後は寧ろ之が修繕に窮する姿とはなれり。何故に斯く進行を停止するに至りたるかは。史家の須らく考究すべき事柄なるを以て。爰に其要領を陳すべし。

(一)。歐化主義の氣焰が明治廿一二年を以て其絕頂に達し。之か反動として國粹論頻りに天下に歡迎せらるゝに至りたるは。基督教進步の阻碍となりたるや明なり。又基督教は其傳播の日淺きを以て。日本人の腦髓に全く消化し居られざりしや蔽ふべからざるの事實なり。故に基督教は世間には外教視せられ。其教徒は國家の繼子扱ひを受け。彼等は未だ忠君愛國と其信仰との關係を明晰に會得し居らざりしが故に。時勢に處するの道に窮せり。又一時廢滅に歸せんとせし神佛の二教は。國粹論の聲援を受けて大に其元氣を恢復し。基督教に對して國賊呼びを始めたり。是れ天下の俗論を動す一大勢力たりしを以て。天下は寧ろ基督教を去りて神佛に耳を傾け始むるに至れり。

(二)。基督教は歐米の地動說を以て來り。一時大に儒佛の天動說を破りて。人民の注意を促せりと雖も。不幸にして非進化論を友としたりしが故に。常に科學者の同情を得ること能はざりき。帝國大學教授モールスと蘇國宣教師フォールヅとの間に起りたる論駁の如きは。當時の進化論に對する基督教宣教師の態度を知るを得べし。中央會堂に開かれたる東京演說の如きは世人の耳目を惹きしものなるが。辯士は何時も非進化論に肩を持てり。然るを歐米科學界の勢を觀れば。進化論は慥に其勝利を占むることを得たり。これ外國宣教師と。其教育を受けたる人々が緘默せざるを得ざる所以なり。此時に際し。佛教家は大に其銳鋒を研き。進化論の友となり。曩に地動說に由て打破られたる耻辱を進化論を以て雪くことゝなれり。佛教は國粹論者と同心協力せる如く。科學者即ち大中學の教授と步武を同うして基督教を攻擊せり。

(三)。此の如く外患襲ひ來りて。基督教の進路を阻碍するの厄運に接したる其の時に當りて。內に神學思想の動搖起りて。多くの人々に信仰の不安を生ぜしめたり。外國宣教師は獨り進化論に反對したるのみならず。其主張せる所の神學論は。獨逸神學界に於て既に駁擊せられたるにも不拘。英米神學界に於ては未た金科玉條として保たれしが故に。此論に違反するは全くの異端者にして。禮拜を共にすべきものにあらずと思惟せり。されば其異論者を惡むこと蛇蝎の如かりければ。日本人にして最も忠實に傳道せる者をも排斥して之れを離間せんことを願へり。偶々【ユニテリアン】派の來るあり。獨逸普及福音派の來るありて。大に異端者の味方となりたれば。基督教社會中最も活潑なる組合派の間には多の異論者ありて。外國宣教師と日本人との衝突を出せしのみならず。日本人相互の衝突となれり。此衝突により當時に有力なりし金森通倫。安部磯雄。村井知至。大西祝。松村介石。横井時

ヤソシ

ヤソシ

雄。浮田和民等は終に非正統主義と目せらるゝの已むを得ざることゝなれり。(四)。日本人と外國人との衝突は獨り神學上の見解を異にしたるに基因するのみならず。種々の點に於て衝突の免れざるもの起れり。以前は外國人が主人公にして。日本人は勞働者の如き觀ありたり。日本人は固より外國人に使役せらるゝ心地あらざりしも。凡ての事に於て後者は前者に優等なりしを以て。勢此情態を免れざりき。外國人は師にして日本人は弟子たるを以て。外國人を尊敬せること少々ならざりき。時としては内外人の關係は父子の如く親しく。外國人は日本人を頼母敷子供の如く思惟せしが。日本人の自己意識が發輝するに從ひ。唯々諸々として外國人に從順なること能はざりき。又日本人中忍耐して外國人を能く利用せんと企圖せし者もありたらんが。其の思惟せし如くは外國人を利用すること能はざりき。終に各々我見を張つて相和すべからざる勢となれり。外人が日本人を壓服せんとするの唯一の利器は財源問題にてありき。日本人は之れが爲に其本心を買收せらるゝは首肯すること能はざる所。是れ外資を拒絶するの已むを得ざることゝなれり。外國人も唯々諸々として日本人の意見に從ひ。其資金を投することは其甘諾すること能はざる所。是に於て乎幾多の内國宣教師が自營自活の方策を講じ。終に宗教界に奔走する時間と能力とを失ひたる悲むへき狀態に陷りたる所以なり。(五)。明治初年の基督教徒は佛教宗派の弊に懲り。又歐米宗派の害を察し。日本には公明正大なる基督教を發輝せんことを企圖せり。是れ實に彼等を鼓吹せし所の一大インスピレーションにてありき。彼等は基督の大精神に基き。歐米人にも優る偉業を完成せんことを熱望せり。是れ即ち一致派と組合派と一致合同を當初より企てたる所にして。其目的を貫徹すること能はずして失敗に終りたるは。啻に教勢不振の一因として算すべきものなり。日本人は當初より基督教諸派の合同を期せり。横濱に於て始めて基督教會を建設せる當時の抱負を觀るに。感嘆措く能はざるものあり。其宣言書に曰く。

我輩の公會は宗派に關せず。唯主耶穌キリストの名に依て建る所なれば。單に聖書を標準とし。是を信じ斯道を勉る者は。皆是れキリストの僕。我儕の兄弟なれば。會中の各員全世界の信者を同視して。一家の親愛を盡すべし。是故に此會を基督公會と稱す。

是れ横濱に在りし有力なる日本基督信徒の抱負なりしが。昔熊本藩々立校の生徒凡そ三十名の基督教團體は。期せずして同樣の抱負を有し居りしかば。其新島襄と相提携して布教の爲に力を盡さんと契約せし時も。此事を一條件とせる位なりしなり。當時は外國宣教師も其希望を賛成し居れり。此二團體は一は專ら關東に奔走し。一は專ら關西に奔走し。大に將來を期して傳道し。さて時機來れりと思惟せしかば。互に大會を開きしこと兩三回に及び。大に討議せしが。日本基督派は少數の異論者を棄てゝ合同するの勇斷ありしも。組合派は反對の少數者を棄つるの勇斷あらざりしを以て。明治二十二年五月。遂に破綻に歸したるなり。此失敗は獨り此二派の氣焰を挫きたるのみならず。諸宗派をして合同は到底企圖すべからざるものと思はしめたり。

此の如く内憂外患交々來り。教界をなやましければ。基督教は苦心を嘗め。辛ふじて其轉覆を免るゝことを得たり。

【近時の教勢】我邦の基督教徒が過去十年間に經過したる困難はさきに其外界と戰ひ。幾多の迫害を受け。或は朋友に絶交せられ。或は父兄に放逐せられ。官位を奪はれたりし當時の困難よりも更に大なりしなり。然るを彼等は此辛酸を嘗るに因て。大に宗教の本義に通曉することを得たり。殊に其獨立運動の如きに至りては着々其功を奏し。將來の希望をして益々鞏固ならしむるとを得たり。基督教徒は國粹家の忠君愛國論と衝突して。今や新なる忠君愛國の意義を明にし。其非忠君愛國主義ならざるを辯護するに止らす。寧ろ天下に卒先して新忠君愛國論を主張するの卓見を開き始めたり。其進化論に對せる態度は更に一變して。昔來の如く之を敵視せず。却て其論鋒を利用して宗教の面目を明にすることゝなれり。日本基督派と組合派とは。本邦に於ける二大教派なるが。共に其獨立の計畫を年一年に成就せしめつゝあり。組合派の日本傳道會社は。明治二十八年。全く米國傳道會社と絶縁することゝなれり。此會社は明治十一年始めて建設せられ。内外人の寄附に由て維持せられ。從て外國人數名其の評議員となりて議事に參與せしが。明治二十八年に至りて外國傳道會社の補助を謝絶し。獨り日本人のみにて之を維持することゝなれり。又日本基督派は明治廿七年以來。新に傳道局を設け。日本人の獨手を以て内外の傳道事業を擧けんことを期し。着々其歩を進め。獨立の實を奏せんとす。此の如く内外人の區分明了となるに從ひ。相方獨立の態度を以て。協同的運動の實行を見るに至らんとす。斯の如く基督教徒は種々の實驗を積て其面目を一新するに際し。彼等が多數の有爲多望の青年を有するに至りたるは最も注目すべきことなり。帝國大學を始めとして諸高等學校より師範學校及尋常中學に至るまでの學生。實に一千

有餘を有するが如きは即ち基教が多望なる將來を有する證據なり。新教の教徒未だ五万人に達せずと雖も。其勢力は侮るべからざるものなり。

近年に至り天下の景勢は再び基教を歡迎し始め。有望の青年最も多く之を硏究せんと志し。又彼狹隘なる國家主義は其勢力を失ひ。教育家は其德育の無功なるを自覺して。宗教を以て之を補はんとするに至りたり。基教を歡迎する聲は之を明治十八九年の比に較するに。遙に高く廣く。又眞面目になりたるが故に。基教其前年の元氣を回復せんこと決して六ヶ敷ことにあらず。

【教派聯合大學傳道】明治三十四年は第二十世紀の初年といふ理由を以て。全國の基教徒協心同力大學傳道を試みたるが。其勢は恰も枯木に火を放つが如く。基教徒は頓に其元氣を回復するに至れり。左に其運動の統計表を擧ぐれば。

一。聯合教派別　二十二派

日本基督。	組合。	監督二ツ。
監督メソヂスト。	日本メソヂスト。	クライスチヤン。
フレンド。	日本浸禮。	長老。
獨立。	福音。	南メソヂスト。
ルーサルン。	バプテスト。	同胞。
普及福音。	美普。	同盟。
アドバンスト。	南バプテスト。	デサイプルスト。

二。内外教役者の數（大學傳道に從事したる者）　五百六十二人

三。悔改。求道者數。　一万五千八百人

四。受洗者の數　千百九十人

以上統計表中の悔改又は求道者の多數は靑年にして。又其中最多數を占むるは學生靑年なり。此運動果して偶然にあらざらんか。基教の帝國に於ける將來は亦見るべきものあるべし。

ヤタテ　矢立は。文具なり。本名矢立硯なり。和訓栞云。千載集物名に。まきのやたて。見えたり。或は矢卓とかけり。今旅の筆墨の具にいふは。古へ箙の内にしこみたるよりの名也。盛衰記にえびらの中よりやたて取出し。墨筆に和してと見え。平家物語にはうだてより小硯疊紙を取出ともみえたり。又貞丈雜記に矢立の硯の事。源平盛衰記二十五の卷（範賴義經京入の條に）。矢立の硯取寄て。宇治川の先陣と剛の者とを次第明らかに記して。鎌倉殿へ見參に入べし云々。又太平記に云。匹壇妙玄鎧の引合せより矢立の硯取出し。筆をひかへてこれをかく云々。又平家物語に云。覺明は箙のほうだてより小硯疊紙取出し云々。矢立の硯と云はもとは小硯を箙の矢のうしろなどへおしはさみおく故の名也。それを懷中するとも本の名によりて矢立の硯と云也。今時も懷中の墨筆を矢立といふはこれより出たる事也。梅園日記云。類聚名物考（調度部卷十）に。今の世硯のかはりに持あるく物を矢立といふ。昔は箙の中にも入置し故。さいふともいへり。又おもふに今有物は。其さま胡籙の形に似たれば。さいふにても有べし。俗に土俵空穗といふ物は。猶更似たるものの也。筆をさし置さまも矢を立しに似たれば。かく名づけしなるべし。太平記（俊基被誅事）。硯やあるとのたまへば。矢立を御前に指置ば。硯の中なる小刀にて云々。按するに。是より先に。源平盛衰記（新八幡願書事）云。覺明馬より下り木曾が前に跪て。箙の中より矢立取出し。墨和レ筆染。疊紙を押開て古物を寫すが如く。案にも及ばず書レ之とあるを見れば。矢立といふ者は箙の中にあるをのみいふべきを。同記是よりさき（師高流罪宣事）に。時忠卿大講堂の庭に進出て。懷中より矢立墨筆取出て。所司を招。硯に水を入れ。疊紙二筆書てぞ給たりけるとあり。これは公卿の懷中にあるをも矢立とよべり。僧頓阿の續草庵集に。年頃花見侍時。ふところに入て思ひ出るに隨て歌書侍る旅硯を。將軍家に參らせしつゝみ紙に。「おもひ出て哀とは見よ七十の。春をかされし花のなごりを」と見えたるは。矢立の類ひとは異なるものにや。唐土の書には。文房肆攷圖説云。鐵硯歐陽文忠公。稱二其製作頗精一。然患二其不一レ發レ墨。往々函二端石於其中一人亦罕有。唯研筒便二於提携一。官曹徃々持レ之以自從爾。今之硯筒皆以二牛角一爲矣。嶺外代答（器用門）云。交人以三墨與二角硯代筆一併垂二腰間一。趙翼が甌北集の扈從途次雜詠の題に。銅硯注に狀如二方匣一。以レ絮漬二墨汁一。實レ之可二以蘸一レ筆。以三其便二於携帶一也などあるは皆矢立の類なるべし。近年皇朝の文人此物を記して墨斗とす。按するに。和名抄工匠具に漢語抄を引き。名物六帖に升菴集及び郷談正俗を引て。匠人の墨斗をスミツボと譯す。矢立にはかなはざるにや。されども淸の魏際瑞が墨斗銘に。墨斗者平池硯也。刻二其腹一多受レ墨銘曰。庶乎屢々空。其點足二以容一（魏伯子文集）とあり。是は硯にや。さればスミツボにも限らざるや。矢立は今も尙ほ人の便用するものなれども。近來鉛筆の便を得しより。其需用も自然減せしか。別に石井某の專賣文具箱なる者。明治二十五六年頃より行はれ。盛に發賣せらる。

ヤツコ　奴。和訓栞云。やつこ。神代紀に奴僕をよめり。臘兒（ヤツレコ）の義。賤稱也。

よて人を罵るの詞にもいへり。古しへ男女を通してよべり。神代紀に妾をよみ。倭名抄に婢をよめる是れなり。自謙の辭にも見えたり。また奴をのやつこ。婢をめのやつこと分てること。日本紀に見えたり。口語にやつこと呼ぶは同語ながら。賤しむの辭なり。蒼頭を譯せり。日本紀に。奴をやいつこともいひ。臣字僕字をやつこらまともよめり。日本後紀。續日本後紀なとに。臣末臣來など見えたり。必ず崩御に奉誄の詞に出たれば。やつこらまの。まにあてたる字なるへけれは。末字なるべし。言海に。家之子の義なりといへるはあたれり。其の事人身賣買の條に出せり。

【奴風】とは俠氣なり。德川氏の始。武家の奉公人が忠と義俠とを競ひしより。其の風俗思想をも併せて奴風と云へり。當時の風俗は今の奴凧又は古き畫にて見るべし。後に市井にも之を眞似る俠客出來て。之を町奴と云へり。其の任俠の風を賞して。藝妓に奴小万と渾名されたる者あり。後世は自ら奴と名のる藝妓あるに至れるは世の遷り替りなり。昔々物語云。むかしは。やつこといふ事有レ之。大身小身の歷歷にもあり。下々にも中小姓。徒士。若黨。中間迄。やつこといふは。奉公もよく勤め。太義なる事を太義といはず。或は寒中にも袷一つにて。寒き面をせず。一日食を喰ぬとても。ひだるき躰もせず。供先にて。うそにも用に立。働かんなどゝ高言し。扨又歷々のやつこ衆は。身持食物。ぶやけたる生やわらかなる躰なし。好色の事になづみくつたくの氣なく。刀脇ざし。やき刄のつよきを好み。侍道の勇氣。常に專として。人に賴れ。又は人の爲には命を露ほどもいとはず。支配を敬ひ。親方老人を念比し。律義なる人をば結構に慇懃にあしらい。我に替りても人をすくひ。利慾に拘らず。氣根達者に武藝を精出し。人の勤め難き事を事ともせず。敵といふものをゆるさず。此等その頃やつこの番頭より。十三ヶ條の條目の通りにて。是にかなふやつこを善やつことて。組頭にも見立られ。總て其頃のやつこは理發にて。何れも器量あり。うつけたるやつこはなし。やつこの頭支配より。やつこの筋をせんぎする故。何れも勇をはげみ。其時分浪人或は町人にも。若き器量有もの。浦山しく思ひ。町やつこ抔とて有レ之歟。御旗本のやつこは風違ひたり。近年の若き衆に絕えてなし。たま〳〵長き刀をさして。びく〳〵ずる若き衆をみるに。髮は役者風になまぬるき結樣。衣類は麁相。只金の壹分も。人をだまして取たさうな貌して。扱いやしき者共と博奕を打て出會。是も錢の少も取度事さうに。淺ましきいやしきぼていふり。やせ辻番。調市やらうをすつば抜しておどす分にて。やつこのまね。いらざる事。昔のやつこは。第一刀脇指きれいに。衣裝には白無垢をはなさず。垢つかぬ小袖に。伽羅などたきて。身持隨分奇麗に。錢金ほしさぅな貌もなく。やつこせし也。頭より十三ヶ條の掟など。今時のやつこ衆ゆめ〳〵御存じ有まじ。昔やつこ組を取組に入時は。上は頭より小袖脇指出る。又頭へは紫蕨樽。肴持參。又肴斗りもあり。享保の末。元文の頃より。寬延の今に至りて。若き衆の風は。衣裝は女のごとく。踵を打程長く。女のはくやうなる下駄足駄を黑ぬりにしてはき。大小落し指にし。或は貫ぬき指。一として利方にはみえず。又近き頃。羽折長く。二尺八九寸にして。紐は太く。是も甚長く結びさげ。ゆふだすきかけたる樣にし。鬢は額の角とひとしく厚く。卷鬢とやらにゆふたる人多し。よほど大身なる歷々も。肩衣の幅甚廣くして。鳥の羽をひろげたるごとく成を着る多し。此はやりの元は。豐後ぶし語る太夫といふもの羽折を長うして着たるを眞似。肩衣は堺町役者の舞臺へ出たる樣子よき故。市廣を眞似たる物とぞ。何れもよからぬ風俗をまね玉ふ。やめにして可レ然。扨又今のやつこらしき人有て。大概本文の通りなれども。其中に一僕も召仕ふほどのやつこ。辻芝居。見せ物の類を見物して。錢をやらぬを強みとす。全躰乞食の類よりつりを取といふやうなる。いやしき奴も有り。今少し人をも多召仕ふ奴も。此類有り。それ故やゝもすれば。大きなる引を取事有と見えて笑止也。嬉遊笑覽云。奴と稱するは一種奴僕のことならで。俠氣にして腕立し。血氣の勇あるを云ふ。百物語に。或人の語りしは。あづまのやつこを見侍しが。音に聞しに十倍せり。六尺餘りの男。大ひげをねぢあげ。先はだには牛首布のかたびら着。上にふと布のしふぞめに。七八百がのりをかい。馬の皮のふと帶しつかとしめ。熊の皮の長ばふり。まつすぐなる大小十文字にさしこなしたるけしき。身の毛もよだつばかりに候ひし(これは殊に其躰をしたゝかに書たるながら。古きかぶき畫に。この躰多く見ゆ)。似我蜂物語。今の都のはやり物といふ諺の中に。やつこたゞ中道心者(これは寬永比の事にや)とは。男立べき最中出家するを云ふ。其角が鉢扣の歌に。七十古來稀也と。やつこ道心捨ころもと有も。これを云なり。奴は物ことにいかめしきを好み。詞遣ひも一種有て。【奴詞】と云。今もその詞遣りて。常にいひなれたるあり。件の百物語に。奴俳諧を載す。「鬢水にあたまかつばる氷かな。しやつら寒き雪の明ぼの」。(此類の詞遣ひを。奴はいかいといふ)。松の葉の山谷踊と云ふ長歌に。だてもうはきも命の内よ。やがて死ぬ〳〵ひつぴけ。うんのめさはげ。あすをもしらぬ身に。古今夷曲集。月を奴詞にてよめる(よみ人しらず)。「片脇へつとそびけちふみたくないに。

邪魔人申す月のむら雲」。この奴と云ものゝ起りは。茨組の徒の惡風より出たり。鞘あてなどゝいひて。これを咎め口論する事也。されど慮外を咎めて免さぬは。武家の古ならひにや。古事談(第四)。義家の郎等美濃國にありしが。國房が爲に笠咎めの間。弓を被切といふ〻。又今昔(二十五)。平の惟茂が郎等。慮外馬咎めに射ころしたる。男の子の爲に殺されたる物語あり。また師門物語。國司の法制をいふ處。惡等もの罵合。笠とがめおしあひ。行跡町さうどうあしき事を成敗して云々。これ後世鞘當の類なり。されど鞘當は。けんくわをかひてしかくるもあり。鷹筑波集。「小尻とがめの喧嘩出來たり。若衆のりんきや酒のゑひ心地」。また同じ頃の句に。「螢火の小尻とがめや月の釼」。一代男の草子芝居町のぞめきをいふ處。戀も遠慮も。むしやうやみに見知ごしなるわる口。あるひは小尻とがめ。又は男立云々。二代女。小尻とがめ出かし達。其外小尻あてともあり。俳諧染糸。「長きものゝみゐ人ごとに恐るらん。鐺とがめをしても益なし」。溫故集に。萬民太平を唱ふといふことを。「さや當をする御代かな山ざくら。貞佐」。前句附に。「たがひちがひに〳〵。鞘當に細道なればむれに持」。五元集に。「花に鐘そこのき給へけんくわ買」。喧嘩買といふは。室町日記に。浪花にて有德なる者共の子供。さるべき剛の者をかたらひ。百人百五十人ばかりにて。境大小路天滿を始として。人だち多き方を撰びて。異形異類の出立にて。喧嘩かはう〳〵と。五人三人づゝ觸て廻りける。諸人おそれおのゝきけるを。そのころ高橋作左衞門といふ浪人出あひて。その中にて勝れたる者を二人切殺しければ。其餘の者共かされて一人も出ざりしといふことを記せり。其躰をいひたるに。大の男のつらつき。まなざしいかめしきが。頭は半頭にして。頬髭うはひげあく迄むくつけ云々と有。又百物語には。けんくわ賣をいひ立て奉公したる者。主の子の供して錢湯に行き。我にかゝりし口論を他にぬりて。遁れたる物かたりあるは。けんくわ買のうらを云る也。東海道名所記に。けんくわを買にくる奴とも見え。洞房語園に。萬治寛文の頃。町々に六法男達と云者徘徊して。各一組の異名あり。鶺鴒組。吉屋組。鉄棒組。唐犬組。笊籬組。大小の神祇組などゝいふ者ども吉原へ入込。拔折羅(バサラ)狼藉の事共度々に及ぶ。同書。日本堤謠の中に。或は白柄はツばの大小。【よしや風】の摑ざし。一代男草子。はさみ箱もち小者とめしつれ。よき風の大男はかま高くすそ取て。大小よしやがゝりに編笠ふかく着てなどもあり。此よしやといふをは。浮世くろひばさら風流に出立を。よし人は何ともいはゞいへと。他を顧みざるをいふ。よしやわざくれといふは。其頃のはやりことばなり。洛陽集(延寶八年自悅撰)。「よしや渡世砥水流るゝ若たばこ。元好」。是もそのかみ烟艸をそしる者多けれども行はるゝ故。それをかへりみず。刻みて賣をいふなり。古今戀歌の終に。「流れては妹脊の山の中に落る。よし野の川のよしやよの中」。といふ歌あり。よしやとは是非もなきといふ意なり。此よしや組も謗らるゝは是非もなきなり。又慶長頃惡徒タバコヨリ組をなし。捕へられし事あり。今はよしや組をさして云るなり。鶺鴒組とは。卜養狂歌に。せきれいの畫に。「當世のよしはらたゝき女郎たゝき。このとりんぼも岩たゝきかな」と。是なり。ばやり詞の女郎たゝきといふより。せきれいと付たるなり。鶺鴒は庭たゝき岩たゝき等の名有り。とりんぼは鳥といひかけたる也。又【大小の神祇組】とは。或説に仁木某と云人。其魁たるによりて。どんぎ組といふとあるは謬なり。是は誓詞の言に。日本大小神祇とあるをとれり。其徒を結ぶ誓詞なり云々。【赤坂奴】といふは。徒若黨中間等あり。紫の一もと。市谷八幡の條。さのみ祭は結構にはあられど。祭に出る男は。みな旗本衆に奉公致し。山の手の奴と人のまれる男どもなり云々。當世はやり詞と云も。みな山の手筋より出る也。それを堺町や木挽町にてまれて。諸人に見せて。遠國迄もしるなりとあり。或は云く。赤坂奴は三河國赤坂驛の者。家康に從て人夫となり江戸に來り。地を賜て江戸に永住す。其地を赤坂と云ふ。今紀伊國坂下の地を元赤坂と字す。是なりと。實説なるべし。將軍家は勿論。諸侯の行列に。槍その外の武器を持ち。又荷物を擔ぎなどす。槍。傘。笠。長刀。草履を持つものは。途上種々の身振をなし。之を高く投げて自ら受取り。又は手代りの人夫と受授すること甚巧みにして。三間もある長柄の槍を持ちて見附を出入する時は。之を門に打あてず。地に觸れざる樣。之を振り回しつゝ行く。頗る奇觀なりき。是等の動作を稱して奴を振ると云ふ。又【六法組】の事。旗下の面々病と稱して引籠り。月代を剃らず。之を長く延ばし。長き刀を閂指しにし。小唄を歌ひつゝ。當時流行の丹前湯呂に遊ぶ。之を六法風とも丹前風とも云ふ。其風漸々華奢に流れ。月代を剃りて頭項を露はしたる髷に結び。鎌髭を生やし。白き衣に七羽鳥。黑き衣に髑髏などを付けたるに。大縞の袴を穿けり。寛文中に至りては。刀は太刀作り。衣裳も熨斗目。花色縮緬。羽織も羅紗。小倉に天鵞絨の襟など付け。其の裾を卷き上ぐ。之を卷羽織と云ふ。京都にてドテラを丹前と云ふは此の名の遺れるなり。袴も金入にし。股立高く取りたり。【白柄組】は徒町の仁木治太夫。大小刀を白柄卷にしたる故名づくと云ふ。

【奴隷】また南谿の西遊記に。日向地方の奴婢に就て一の話を載す。云。日向邊の農

ヤツコ

民富有なる者は。一生買切りにしたる奴僕を多くもてり。いかなる事ぞと問に。米𠀋五箇。其外此近國の山中より出る奴僕の親たる者へ。鹽一俵米五升計を與へて。其子を一生ふつゝに買切事也。山中の者は賑なる地へ出る事を面目樂しみとして。親たるものも。子の出世する事のやうに覺え。子たる者も悦すゝみて出る事なり。かくのごとくして一生を買切りたる奴僕は。たとへ打殺しても。其主人の心任にして。親もとより一言のうらみいふ事なし。男女ともに此通りの奉公人甚多し。田地多く持たる農民は多く召かゝへ置ゆゑに。其者とも私に通して出生する子をも。ふかくは禁せず。主人よりも厚く世話して養ひそたつるなり。これを庭の子といひて。譜代相傳の奴僕にて。わけて其の家を我家とこゝろへ居て。眞實忠勤をつくす事なり。主人家の娘を嫁せしむる時には。かならす此婢女を添てつかはすなり。もし其奴僕主人の氣にそむく時は。主人のこゝろ次第に賣拂事也。一生を託せる家の事なれは其主人家を實にわか家と心得。大切に忠を盡すゆゑ。主人もまた我子のごとく覺えて。恩愛ふかし。まことに主從の心厚くみゆ。今上方にては人を賣買事はきびしき御制禁にて。世の中にもおそろしき事のやうにおぼえたるは。人を賣買といふ事は遊女ならてはなき事にて。其上其買出すといふに。其親に納得して賣たるにはあらて。人の子をかどはかしきたれる者なれは。その親々歎きかなしむ事ゆゑ。御制きんとはなれるならん。日向邊の人の賣買は。これに似も寄らて。其親も悦ひ其子も悦ふ事なり。上方のごとく賣與ふべき事ならねば。夜中に幼き子を捨て。折あしく人なければ。犬猫の食となるのあはれなるには。はるかに勝れり。また【上方の主從】といふは。名ばかりにて。近來は主の方より。反而奴僕のきげんをとりてめしつかひ。奴婢よりは。反而主人を下目にみて。つとめてやると心得。春秋の出代時をまちかね。半年〳〵にて主從あたらしくなり。其の前の主人にゐる內より。先のあり附どころを約束し置て。出たるあとにては。主人家の事をそしり笑ふ事。讎敵のごとし。奴婢かくのごときの心ゆゑ。主人も召遣ふ內は。隨分おもてむきは奴婢のきげんをとりて。逃さらざるやうにすれとも。內心はわか家の奴婢をかたきのごとく思ひいるなり。かくの如くなるゆゑ。主從の恩義年々に薄くなり。君臣の禮もみたれて。唯金銀のいきほひにて。無理に人をふくせしめいる事になれは。月々年々に忠孝よりも禮儀よりも。金銀を尊く覺ゆる風俗になりゆくなり。武家はかく別なれとも。三都の町家は。たとへは奴婢いかやうの無禮不法をなしても殺す事は扨置。こぶし一ッを與ふる事もならず。もし怒りに乘して打たゝきなとする時は。公邊殊の外むつかしくなりて。其主人なんぎを蒙り。つひには家をも破る程に至る。此ゆゑにいかなる無禮不法ありても。主人は身を思ひ。家をおもひて奴婢に屈し居り。奴婢は此事を知りぬるゆゑ。主人を恐るゝ事なく。いかやうの事をなしても。其家を追出さるゝはかりにて。其隣家に奉公しても。前の主人よりさしかまふ事ならず。主人家は笑ひそしられて。家の惡聲を世間に弘むるばかりなり。名は君臣なれとも。畢竟は寄合の傍輩同樣の交りゆゑ。主人のいせい年々に薄くなり。奴婢の心月々につのりゆく。それゆゑ奉公はらくなる事になりて。百姓たるものゝ子も。皆々都會へ出るやうになり。田地を耕す苦勞をまぬかれんとするゆゑ。田地年々に荒れ。都會の遊民は月々多くなり。世けん自然に困窮にも及ひ。奴婢の給銀も。むかしとは以の外に高料になりて。其働は前々の十分一にも不及事なり。斯のごとく君臣の禮儀下々より亂れ來れるゆゑ。おのつから中人已上にも其風うつり及ひて。禮義廉耻の風義薄くなれるならんか。何分にも君臣の禮は嚴重にて。殺活の權柄をも司とる事にあらざれば。風儀の厚くなる事はあらし。明の亡人舜水先生常陸にゐられし時。纔に百石貮百石の侍にて一人召つかへる奴僕も。其主を敬するをみて。大に感心し。我明朝も君臣の禮義かくのごとく正しくは。むなしくほろびはすまじきものをとて。なみだをながされしとぞ云々といへり。尙人身賣買および家來の條等併見すべし。

【奴と云ふ名稱を付けたる品】奴島田。奴元結。奴豆腐などあり。奴の髮髷の風は髮の風の條に記したる如く。鬢に美嫩葛を付けて張り出したり。小兒の頭を全體に剃り去りて。鬢の處のみ殘せるをヤツコと云ふは。奴鬢の略なるべし。奴島田。奴豆腐などは纖巧ならずして。麁粗なるを云ふの名なるべし。猶ダテフウ參看すべし。

ヤツシロヤキ

八代燒は。寬永九年。肥後國八代郡高田の鄕に於て製する所の者なり。初慶長三年。加藤淸正兵を朝鮮より旋すの時。朝鮮人尊階といふ者あり。淸正に從ひて歸化す。既にして尊階朝鮮に還り。復本邦に來る。是に至て尊階朝鮮法の陶器を製す。唯點茶の茶壺及茶碗のみなり。其質緻密にして釉色靑黃黑の垂下釉ありて。薩摩の帖佐燒の如く亦古高取燒の茶壺に似たり。正保年間。是より先。尊階細川忠興に召され。名を上野喜藏と更む。是に至て喜藏高田鄕の下豐原村に於て新に一種の者を製す。其の陶は瓷器にして。肉薄く上品なり。其の色淡灰にして。白土の細孔ありて紋理なし。薩摩陶に傚へり。爾後益々工を勵み。精奇研美の器を製出す。下豐原村の工人巧を傳へて今に至る（工藝志料）。

ヤドオリ　宿下り。(ヤブイリを見よ)

ヤトヒニム　雇人は。昔奉公人と云ひ。雇はるゝを奉公すると云ひ。主人は之を抱へると云へり。故に武家にては奉公人を抱人とも云へり。出代(參看)より出代まで抱へるを【半季抱】と云ひ。年限を定めて契約するを【年季奉公】(參看)と云ひ。終身の契約を【一生奉公】と云ひ。代々の契約を譜代といふ。武家の奉公には別に契約なけれども譜代の者多く。又奴僕には人身賣買の結果。代々奉公する者ありき。今は出代りの定さへ實行せられず。雇人請宿の周旋する雇人の契約は三ヶ月となれり。世の澆季に進むに伴ひて。主從の關係の薄く成り行くことは。已に前條ヤツコの部にも記したれど。今は主人の權益〻減じ。雇人の權彌〻増して。主人は雇人を甚しく叱ることさへならず。昔は主人の關係は親子の如く。主人は雇人を愛し。之を教育し。雇人も教育を受くるの目的にて。無給金にて奉公する者も多かりしが。今は給金の多きを望み。之を先借する者さへ多く。主人も漫りに物品衣服など與へず。雇人の親元より土産など持來ること稀になり行けり。

又一種【寄子】と稱し。人入れ業者の家に寄食し。親方の命によりて毎日雇ひ先に出で業に就くものあり。雇主は毎日何人と人數を以て約束し。人入れ業者に於て一切の責任を有し。雇ひ主の差支を生ぜさる樣。受負ふものにて。人足人夫みな此の方法を用ふ。是れには人入業者より手代を出張せしめて。之を取締るもあり。否らさるもあり。此類に屬する者は。雇はれ人の名を雇主に通することなきを通例とす。

又【日傭取り】と稱し。自家にありて人の雇ふを待つ者あり。人入れ業者の手を經るもあれど。外國商館の茶焙し女。波止場の小揚人足の如きは。人入れ業者の手を經ず。本人自ら雇主の家に至り。雇はるゝに。別に名を問糺すこともなく。其の日〳〵に使用し。その日當を拂渡すなり。

【奉公人受人御仕置之事】靑標紙に曰く。一。奉公人給金滯。十日限請人へ濟方可申付(享保四年極)。但日限節半金も差出候はゝ。十日之日延。其上に尙滯候はゝ身代限可申付候。尤主人より請人人主へ相懸候而兩人え可申事。一。武士方奉公人を人主に取候分。右同斷(享保二年極)。但右同斷(寛保三年極)。一。給金出入主人より請人之家主へ相屆。預り證文取置候以後。請人於欠落は。家主より給金濟方竝尋可申事(寛保四年極)。但右立替請人之店請へ家主懸り候共。申付間敷候。一。奉公人病氣にて宿へ下り候處。致快氣候得共不相歸。外奉公出に於ては。給金不相濟候はゝ。請人欠所江戸拂。奉公人同罪。但給金相濟候而も。請人過料。奉公人手鎖(寛保四年極)。一。取逃引負致候者。請人へ引渡。請人より可濟旨證文取置候上。奉公人於欠落は其取逃引負金共請人へ可申付。但し引請之證文無之は。欠落尋計可申付事。一。駈落奉公人請人へ三十日限尋申付。三十日限日延之上於不尋出は過料(寛保元年。同四年極)。但取逃致候者は。六十日限。日延尋可申付事。一。取逃之品於賣拂は買主より爲戻可申(寛保四年極)。但し金子抔は遣捨之事分明に候はゝ。すたりに可致事。一。取逃之義乍存。奉公人計隱置候請人人主江戸十里四方追放(寛保四年極)。一。奉公人給金請人立替相濟候以後。下請人へ懸り候節は。二十日限濟方可申付(同二年極)。一。欠落奉公人を請人見出。當宿え於預置は。立替候給金。當宿へ二十日濟方可申付(同上)。但奉公人請人方へ。引取置候上。致欠落候はゝ。請人方罷在候内に雜用共。當宿へ濟方可申付候。先達て下請人へ。立替掛候に於ては。當宿には過料可申付。尤慥成證文取之差置候はゝ。其下請之者へ可申付候。欠落者引請度旨請人相願候者。爲引返可申事。一。武士町方共欠落一通之者を尋。召捕候はゝ。請人へ相渡心次第申付。主人請取度旨願候はゝ。主人へ可相渡。但欠落いたし三日之内。他所にて惡事致候はゝ。主人方へ爲引取。欠落には立申間敷候。一。人宿之外素人宿之分は。親類竝同國之好身にて候はゝ。十人迄は可致請判(寛保元年極)。但し拾人餘に候はゝ。過料可申付事。一。奉公人請人店請無之。出入は家主判請相濟。當人店立於願出者。當人に門前拂申付。追而住所見屆家主願出候節。身代限り可申付(享保六年極)。一。自分之名を替。奉公人之請に立候もの。江戸四里四方追放(寛保元年極)。但奉公人と馴合判賃之外給金之内をも配分取爲致欠落候もの死罪。一。人之仕業之相見候寄子之變死を不存分に致候者所拂(享保元年極)。但人之仕業と不相見。變死候を不訴出は叱り。一寄子致欠落參候義は存候へ共盜人と不存。宿致雜物質置主に成世話致遣配分は不取者。江戸十里四方追放。從前之例。一。取逃雜物を預り置。配分致又は禮金等取。當人隱置候請人人主死罪(寛保元年極)。一。奉公人馴合欠落爲致候請人。重き敲(延享一年極)。但二度以上は請人死罪。一。寄子之内。欠落及七度不尋出。請人江戸拂(寛保元年極)。一組合人宿寄子之内を自分請に立置候奉公人致欠落。主人より斷有之奉行所にて。給金濟方申付候處。其主宿も欠落致候に於ては。給金滯は人宿組合償に可申付。致欠落候人宿之尋は家主申付。於不尋出は。過料可申付。從前之例追加。一。組合人宿には無之。好身之者に付。人主印形は有合之判を押。自分請に立出し置候奉公人。致欠落候處。主人方へは不相歸。又候請に立外へ奉公に出候に於ては。給金不相渡候はゝ。請人欠所江戸拂。奉公人同罪(寛保四年極)。

但給金相濟候共。請人過料奉公人手鎖。とあり。當時の諺に。金請に立つとも人請にはなるなと云へり。請人の責任の重かりしことを見るべし。猶德川氏時代この法令。右に重複のものもあるべけれど。左に抄出す。○元和五己未年二月十日。條々。武士の面々侍之儀は不及申に。至仲間小者迄。一季居一切不可抱置事。附一季居之請人に不可立。但堪忍次第と有之者不苦事。」人賣買一切停止たり。若みたりの輩有之は。其科之輕重をわかち。或は死罪或は籠舍過怠たるへき事。附口入宿主同罪之事。」年季之事三年に限るべし。三年過は可爲曲事。○寬永四年丁卯年正月十八日。仰出さるゝ定。中に云。町中火事有之時奉公人上下ともに不可出合事。」一。武士之面々侍之儀は勿論。至中間小者迄。一季居一圓不可相抱。有堪忍次第は不苦事。」一。一季居之者於抱置者。主人隨其分限。可出過錢事。」一。一季居之者。或は籠舍或者譜代に可申候事。」一。一季居之請人。或は籠舍。或は可爲過錢事。」此御定之旨。相背輩有之者。訴人に可罷出候急度御褒美可被下事。」一年季之事十ケ年に限るへし。十年過は可爲曲事。」一。人賣買一切停止たり。若違犯之輩あらは其輕重をわかち。或者死罪或は籠舍可爲過錢事。附宿主口入人同罪事。一。手負たるものをかくし置へからさる事。」一。主なしに宿を借す事。請人之手形を取。町奉行所へ差上。裏判を取可借事。」右可相守此旨者也仍執達如件。○元祿十一寅年。覺。奉公人年季前々より拾年を限り候處。向後は年季の限り無之。譜代に召仕候とも。相對次第たるへく候間。其旨可存候以上。十二月。○享保四亥年。諸奉公人出入之儀に付町觸。諸奉公人欠落之儀。主人斷次第給金濟方之儀。請人へ急度申付候事。但給金濟方請人へ申付候以後。若滯候は丶請人身代限可申付事。」取逃引負等之欠落もの主人斷次第請人三十日限之尋申付。不尋出においては過料可申付。若及數度候は丶曲事に可申付候。欠落者尋出候は丶取逃もの賣拂候共。買主より爲戾可申候。金子なと遣捨候事分明に候は丶すたりに可致候。尤請人過料は差免給金計濟方可申付候事。但請人奉公人之下請人取置候て。請人相辨候金子下請人へ懸り度旨願出候共。相對者格別御役所よりは申付間敷事。」總而取逃引負之儀。若請人兼〻存候樣子に候は丶。急度遂詮議。其の上之落着次第請人御仕置可申付事。」町人之召仕欠落取逃引負等之儀も。右之通可相心得事。」右之類若請人致欠落候而も。請人欠落以前に家主へ預け置。其の品御役所へも斷於有之者。請人之可濟命過料共に家主へ可申付候事。但家主欠落もの之店請人へ懸り度旨願出候共。相對は格別御役所よりは申付間敷候事。」欠落者有之。主人より請人を預候節は。家主方へ召連參預可申候。主人方より請人を呼寄候節。及數度不罷越儀も候は丶。主人方より奉行所へ斷次第吟味之上可申付候事。」奉公人出入に付主人より斷有之候は丶。請人之家主不及異儀急度預り置可申候。但借金筋に付而は店之ものを預申間敷候事。」請人欠落以後。主人より斷有之候共取上申間敷候事。」取逃引負之欠落もの之請人。自然欠落いたし候は丶。主人見合に本人召連可來候。本人を尋出差出候は丶。取逃物は前條に有之通申付。右欠落もの當宿有之店請人取置候は丶。不慥成もの之請に立差置候品を以其店請人へ過料可申付候。若亦當宿之もの店請人も取置不申差置候は丶。尤當宿へ過料可申付候。右取逃引負いたし候ものは勿論御仕置可申付候事。」諸借金買掛り出入之儀訴出候は丶。日切り又者其もの丶身躰代にも可申付候。證文に加判人有之においては。當人加判人兩方より濟方可申付候事。但當人加判人共致欠落候は丶。右出入はすたりたるへし。右之出入畢竟相對之儀に候間。御役所に而濟方申付候節。當人と加判人計へ證文申付。家主加判に不及候事。」門前拂之儀。唯今迄之通可申付候。右門前拂に成候當人重て之住所見屆。元家主出入相懸り候は丶。尤當人身代を限り可申付候。當家主へは金子申付間敷候事。」請人欠落又は不屆有之御仕置に成候共。自今家主致繼判候に不及。主人と奉公人相對に可仕候。此外奉公人給金借金等之儀に付。請人又は家主五人組なとを屋敷方へ留置。濟方申付候事堅無之筈に候。請人滯於有之は。其主人より御役所へ斷次第不埒有之候は丶。吟味之上急度可申付候事。」奉公人出入并諸借金買掛り等之儀。本人滯候得者家主又は店請人へ近來段々申付候得共。右條々之通向後相極候事。右之趣急度相心得可申旨。町中へ可觸知者也。八月。」諸奉公人出入之儀に付武士方へ被仰渡候御書付。覺。諸奉公人之請人欠落。又は不屆有之御仕置に成候共。自今家主致繼判候に不及。主人と奉公人相對に可仕候。此外奉公人給金借金等之儀に付。請人又は家主五人組抔を屋敷方へ留置。濟方申付候事堅無之筈候。請人滯於有之は其主人より奉行所へ斷次第不埒有之候は丶。吟味之上急度可申付候。右之趣町中へ相觸候。此外にも奉行所より申渡候品有之候間。承合度儀も候は丶。町奉行所へ可被相尋候以上。享保四年亥八月」給金出入取捌日切之事。覺。給金滯公事合に成。初發雙方罷出候節。主人申通相違も無之候は丶。十日之內給金相濟候樣に。奉公人請人へ申付證文爲致可申候。」右十日之日切に給金不相濟候旨主人訴出。請人呼出候節。給金高之內纔計差出候は丶。重而之日切申付候に不及。請人身代限りに可申付候(下ケ札。此身代限り之儀。給金之內纔計相濟。夫れ切に罷成候と請人共

存候はゝ。態と身代限りに申付候樣に捺可申候間。給金不濟内は。假ひ何方にても請人身上取立候節。主人願出候樣に申付置。身上取立候段主人願出候はゝ。其節又身代限り申付。夫にても給金不濟候はゝ。請人身上持候度々幾度も身代限り申付候て可然奉存候)。」右十日之日切に給金不殘は不相濟候共。給金高之内半金程も請人差出候はゝ。殘金之儀は又十日之日切申付。可爲相濟候。此二度目に皆濟無之候はゝ。請人ゟ代限りに可申付候。右者被仰聞候趣。書付奉掛御目候以上。享保六年丑五月。中山出雲守。大岡越前守。右同月二十六日書面。並附札之通自今相心得可申旨御下知。〇享保十一午年三月被仰渡。奉公人給金出入人主へ濟方申付候事。奉公人給金出入之儀。前々より請人計へ申付。人主へは不申付候。若請人欠落等致し不罷在節者。人主へも申付候。自今請人人主兩人へ申付。濟方不埒に候はゝ兩人共に身代限に可申付候。」前々は主人方へ請人より相濟候出入金。人主へ相懸り度旨願出候得者。人主へ申付候處。去る亥年御定書出候以後。下請懸り之儀相對者格別御役所においては不申付候。向後前條之通罷成候はゝ。主人方へ請人濟候給金者。人主へ懸り度旨願出候はゝ。町方にて慥成人主を取置候分も右之通可申付候。掛紙。奉公人給金出入取捌之事。諸奉公人なと人主に取置候分も右之通可申付候。掛紙。奉公人給金出入取捌之事。諸奉公人致欠落。又は不屆有之暇出候節。給金濟方之儀組合人宿へ給金は十日限りに申付候。若不埒之人宿にて不相濟候得者。身代限りに申付候。人宿奉公人之下請取置立替金願出候得者。右立替金下請へ三十日限可申付候。」取逃欠落のものは。人宿へ日限にて尋申付。不尋出候得者過料申付候。但給金は濟方申付取逃之品は濟方不申付候。」人宿之外素人宿。親類同國好身之もの拾人程迄は致請判。奉公人欠落いたし。又は不屆有之暇出し候もの。請人へ給金濟方可申付候。請人濟兼候得者。人主へも前條之通濟方可申付候。〔享保十四酉三月。覺。町中人宿之もの共之内不埒成もの有之。當前之判賃取候事を専に致し。奉公人之出所幷欠落もの之吟味も無之。請に立差出候族有之に付。右奉公人取逃欠落不絶出入多。畢竟請人不埒故之事に候。自今奉公人欠落四五人にも及ひ。筋惡敷出入有之。人宿之分は其町之名主支配限に遂吟味。書付封候て月番之番所へ可差出候。吟味之上急度可申付候。但人宿店に差置候家主共は別て能々相心得。筋惡敷人宿之儀は早速支配之名主方へ爲相知可申候。若人宿と馴合隱し置候家主も有之候はゝ。後日に相知候共人宿同然に急度可申付候。右之通町中之ものへ觸知せ急度可相心得候。此外毎年三月相觸候諸奉公人。ぺんくと浪人にて差置申間敷旨之觸書。當年は最早別段に不相觸候條。彌前前之通可相守者也。右之通去申三月も相觸候得共。其以後筋惡敷人宿申出候名主共無之候。於番所令吟味候得者不埒之人宿も有之候はゝ。書付を以月番之番所可申出候以上。三月。〇享保十五戌年。奉公人宿之儀に付町觸。近年八木段々下直に候處。諸奉公人之給金は前々之通高直に有之候。畢竟請人人宿共之仕方不埒にて。奉公人へ無筋入用相掛り候故之儀に候。其上取逃欠落等も多く有之旁不埒に候。依之今度吟味之上人宿組合申付候間。「其向寄にて三四拾人程つゝ組合。左之通急度相守可申候。」徒若黨之衣服布木綿取交可致着用旨。先達て御觸書出候間其趣相守可申候。然る上は彌旧冬相觸候通給金下直に可相極候。此外之奉公人も右に準し給金引下け可申候。且又主人より好有之奉公人之分は。給金相對次第之事に候。」右之通に候得は。判賃之儀も給金に應し引下け可申候。總て請狀之節馳走ヶ間敷儀は勿論。部屋入振舞等之儀堅く相止候樣に。請人より部屋頭へ可申達候。其外請人方にて之雜用隨分減可申候。」此以後新規寄子之分口入慥に候とも。其もの出所宿承屆。下請人入念取可申候。欠落ものに候はゝ元宿へ相渡。雙方より月番之番所へ可訴出候。若欠落もの之請に立元宿見付訴出候はゝ。急度可申付候。尤此度組合申付候外人宿致し候儀堅無用可仕候。若組合之外内證にて請例いたし候もの有之は。致吟味組合のもの共可申出候。但親類等にて二人三人請に立候ものともゝ。人宿共へ申付候趣可相守候。此類は格別之儀に候故組合に不及候。併家主名主迄屆置判形可仕候。右之趣相心得一組切に名主共申合吟味可仕候。若相背候はゝ請人奉公人は不及申。組合之人宿共迄急度申付。不吟味之筋も有之候はゝ名主共迄可爲越度候。右之通今度人宿共へ申付候間。町々にても此旨相心得可申者也。二月。〇安永六年五月。近來在方のもの耕作を等閑にいたし。却て困窮等の儀を申立奉公稼に出候もの多。所持の田畑を荒置候類有之由相聞不埒の至に候。以來村高人別割合何人迄は奉公に出候ても。殘人數にて耕作は勿論村方の差支無之哉否。村役人共相糺實に無據子細にて。奉公に出度旨相願候もの有之候はゝ。右割合の人數迄は村役人共承合年季を限。奉公に出候樣可致候。若村方の差支を不顧奉公に出。持田畑を荒候儀等有之候はゝ。當人は勿論村役人共可爲落度者也。右の通御料は御代官。私領は領主地頭より可被相觸候。安永六酉年五月。〇村々奉公稼の儀。右近將監殿被仰渡候御書付寫相渡候間。支配所村々不洩樣可被申渡候。勿論村高人別何人迄は。奉公出候ても差支無之と申儀も。其土地に寄右割合の多少可有之事に候間。是等の趣村々心得違不致。何連にも

村方不相應に他所へ奉公稼に出候もの多く不相成樣。村役人共無油斷取計。此度御書付の趣年々無油斷不絕小前百姓迄度々爲讀聞。忘却不致樣申渡。各〻も右の趣得と勘辨被致。村〻取締宜く相成候樣。可被取計候。酉六月。○寬政二戌年十二月。奉公人請人共取締の儀御書付。大目付へ。都て町方より召抱候奉公人不埒有之暇差出し。又者欠落致し候節。請人へ給金返納等之儀申付候處。彼是難澁いたし不差出候者有之哉に相聞不屆に候。右之通に候ては主人之申付不行屆。奉公人之取締にも不宜候間。右躰之儀有之節者町奉行へ可申斷者勿論之儀候得共。頭支配有之面々は。聊之儀頭支配へ相達候を厭ひ。打捨置候向も有之哉に相聞。右も無餘儀事に候得共。右樣に成行候て者。彌請人共心得違致し候ものも多可相成哉。一躰之取締にも不相成候間。以來者聊之儀に候共無遠慮頭支配へ可申達候。左候はゝ其頭支配より月番之町奉行へ早速相斷候樣可被致候。右之通向〻へ寄〻可被達候。十二月。○天保十三寅年十二月。人宿共取締方の儀觸書。大目付へ。」人宿共當前之判賃取候儀專にいたし。出生欠落者之糺も不致請に立候族有之。」奉公人取逃欠落不絕候間。以來寄子共勝手に付人宿替いたし候節者。元宿より迄書付差出引受候ものは。右書付之上にも元宿。幷下受宿をも糺候上寄子に致し。新規寄子の分は猶以出所吟味致し下請人取置候樣可致候。」一人宿共出入場羅合。奉公人人數を揃候迚不相當之もの寄子にいたし。又は出所不正者差加候故。無間も欠落いたし候間。向後支配名主方にて吟味致し。欠落者等引入候歟。又は兼而之申渡に相背候受人人主有之候はゝ可訴出候。」一人宿渡世に無之宿いたし候者は。親類幷同國之好身之外一切受に立候儀難相成。假令親類幷同國之好身に候共。拾人以上は請に立間敷。且近來女宿と唱無緣もの多請に立奉公に差出。又者奉公口有之候迚逗留爲致。猥之儀等有之由相聞不屆に候。以來女宿と唱多人數請に立候類於有之者。急度咎可申付候。」一諸奉公人給金之儀諸色直下けに不拘。前々之通高直に有之。畢竟請人人宿共之仕形等不宜故之儀に付。可成丈給金引下け。奉公人へ無謂入用等相掛申間敷候。」一日雇月雇入口之者。又は道中通日雇受負候者共。欠落奉公人引込置候類有之由。右躰之儀有之候而者。欠落者穿鑿方等不行屆不取締に相成候間。以來改方入念受合人取置。賃錢之儀も向後引下け方致し。題帳へ右名前等相記。支配名主へ差出置。何時改有之候共差支無之樣可致候。」一陸尺手廻共大座配中座配。其外名目相立入込と唱一ヶ年抱切候積にて。多分之給金受取町方住居いたし。兼而之申渡を相背。右抱切之外所々武家方へも同樣被抱候由。畢竟事馴辨利に相成候故。右躰掛持にいたし。人宿共儀も出入場相增候得者。自ら判賃等德用有之候故其儘にいたし置。殊に右陸尺共之內部屋頭棒頭抔と唱候もの者。給金幷扶持方共下た方之者へ品々割合相附。不足に相成候趣に相聞。其上雇入者共は供先にて夜に入。又は曉よりの早出有之候歟方角違ひ建場外之供いたし候節者。別段增賃銀等受取。四季看板不用に相成候而も下た方之者共へ不相渡。部屋頭棒頭之もの德用にいたし。其外臨時手當等有之候而も同樣渡方不致候由不屆に候。以來格外の給分等不受取。相當の引下け方致し。都て下た方へも平等に渡し方可致。畢竟事馴候迚所々掛持にいたし。人宿共は德用に泥み候故之儀に付。以來抱切の分は町方住居不相成候間。早々抱候屋敷へ住込。其外月抱人替其日雇に罷出候徒士押に至迄同樣相心得。格外の賃銀受取申間敷候。」一徒士若黨の衣服布木綿取交着用可致旨。前々相觸候通相守。右給金の儀も右に準し彌下直に可致。總て判賃の儀も給金に應し引下け可申候。請狀の節馳走ヶ間敷儀は勿論。部屋入振舞等の儀堅令停止。其外請人方にても奉公人の雜用相減候樣可致候。」一人宿共の儀足輕。幷仲間共給金諸掛人替共。部屋頭共へ爲任置候間。猥に部屋子等差置自ら取逃欠落いたし候者有之。右躰の者有之候節は。部屋頭共引受にて償方いたし候由。」殊に部屋頭共の內には。町方に店持妻子等差置候類も有之。畢竟右等の始末柄故部屋內不取締に相成。部屋頭共給金諸掛共不筋の渡方いたし候間。以來部屋町方住居等不致。人宿共儀も部屋內見廻り。給金其外渡方等世話いたし。部屋子不差置候樣取計可申候。右の通相觸候間。人宿共寄子は勿論。都て請に立候者名前生國下請人等相糺。日雇月雇道中通日雇役場。幷見附仲間其外共右同樣心得。題帳へ委敷相記し支配名主へ差出置。何時改有之候共差支無之樣いたし。下請人人主共一切女を受に取申間敷。假令男に候共十七歲以下の分は是又同樣相心得。町役人共儀も此以後改方未熟候歟。又は相背候者於有之者急度咎可申付候。右之通町中へ可觸知もの也。十二月。右之通町方へ相觸候間。武家にても右之趣相心得。若人宿幷受人其外不埒之奉公人於有之者。月番之町奉行へ相達候樣可被致候。右之趣可被相觸候。○嘉永五子年閏二月。町奉行へ。組合之人宿。幷素人宿共諸奉公人受に立候節。彌以入念欠落等無之樣吟味可仕候。判賃取候を專ら致し。奉公人出所幷欠落者之吟味も無之請に立差出候族有之に付。欠落等有之。畢竟請人共不埒故之事に候。前前相觸候通欠落者四五人にも及。筋惡敷出入有之。人宿の分は其町々名主支配限り遂吟味。書付封候而月番之番所へ可差出候。不埒之人宿有之。外より相知候はゝ。家主名主迄可爲越度候。」素人宿共儀親類之外一切請に立間敷候。たとひ親類たりと

いふとも。拾人より多く請に立候儀仕間敷候。先達て申付候通り可相守候。若拾人之外請に立候歟。欠落者引込候者有之。組合之人宿より訴出候はゝ。吟味之上急度申付候。銘々家主別て入念可相觸候。」諸奉公人召抱候節。主人方より請人之家主名主方へ相尋請に取り可申候。尤家主方にて所々より尋に來節。素人にて請に立候儀相違無之旨無滯可申遣候。」總而供廻り寄子共かさつに無之樣。前々より觸置候處。不法之者共有之候故。去子年御仕置申付候處。其後者相愼候哉。當時於供先はかさつ不ガ之儀は先つ不相聞候得共。程過候に隨ひ。若不埒之者有之候はゞ。聊無用捨召捕。嚴敷御仕置可申付候間。前々より觸申渡之趣急度可相守候。但寄子共於供先に鎗長柄等投上。供立廣場いたし候儀無之樣。兼而申付置候通。彌以堅可相守候。」前々觸置候通り。陸尺共仲間と申儀無之處。國もの知行抱之陸尺共は駕籠をならへ置入不申。惡言等申類之儀無之樣相愼。如何樣成陸尺にても互に除合門際迄駕籠を爲入候樣。請人口入之者より堅可申付候。」武士屋敷輕き奉公人部屋子と申。傍輩にて無之者を差置候儀は難成事に候。右之內にて取逃欠落いたし又者奉行所より尋之者或は博奕等いたし候者も有之哉に相聞候に付。屋敷々々にても嚴敷吟味致不召抱もの者一切不差置候筈に付。町方より差出候奉公人他之もの部屋に差置間敷候。」諸家徒士押足輕手廻り中間陸尺等風儀不宜。不埒所業有之候に付。文政三辰年以來度々右渡世之者へ申渡之趣。幷陸尺手廻り共入込と唱。寄子とも請人を替。外屋敷へ被抱候儀者决而難成旨。其外去る酉年數ヶ條申渡之趣忘却致間敷事。右之條々堅可相守候。猶組合之者例月番所屆候儀。彌以無等閑相心得可申候。若於相背者番組人宿共者。家業取放候上嚴敷咎可申付。素人宿共も嚴敷咎可申付者也。子閏二月。右之趣奉公人請に立候者は不及申。其外町中不洩樣可相觸候。閏二月二十九日。○文久二戌年十一月二十三日。人宿に無之者奉公人の請に立事を停止し幷番組人宿共申渡に付取締方觸書。大目付へ。町中素人に而奉公人之請に相立候儀。親類同國好み之外一切不相成。假令親類同國者たり共。十人より多く請判致間敷旨前々より度々相觸候處。近來兎角番組人宿共之外散判蔭判と唱。組合等にも無之多人數奉公人之請に立。人宿に紛敷自儘渡世いたし候者有之不埒之事に候。急度も可申付處。此度之儀者令宥免吟味之不及沙汰候間。右樣之渡世致し候もの者早々相止。已來决而人宿に紛敷渡世不相成候。就而者是迄請に立諸家へ差出置候奉公人之儀者番組人宿共引受に申渡に付。右之者共此度改而下請に相成。人宿共之內へ引送り。右人宿者本請に相立。主人方差支無之樣可致候。向後人宿に紛敷渡世致し候はゝ。番組人宿共より訴出候筈に申付候間。町々家主共も別而入念可申付候。萬一此上觸面之趣相背候もの於有之者。當人者曲事に申付。家主五人組迄越度に可申付候。此旨町中へ可相觸候。右之通町方へ相觸候間。諸家に而召抱置候奉公人之內。散判蔭判と唱。組合にも無之人宿渡世いたし候者請に立居候番組人宿請引替之儀。下方より申出次第承屆候樣可致候。右之趣萬石以下之面々へ可被相觸候。十一月(以上撰要永久錄。國事令。觸書留)。【明治維新後。雇人に關する條項】の一二を載す。三年十二月二十四日。諸官員を始め。宮華族士族卒に至る迄。召抱人身元取糺は勿論。請人證書無之召抱の儀相成らす。○五年十一月二十七日。司法省四十二號達。人に雇はるゝ者とは。諸官員並華士族の家令扶。執事僕婢以下。農工商等の番頭手代丁稚。一切男女の年雇日雇に至る迄を概して之を稱す。○六年十二月十日。司法省百九十號達。雇人は壬申第四十二號を以て布達の處。今後戸籍屆濟以上の者を雇人と稱すへし。○明治十年二月五日。司法省甲一號達。雇人名稱は。六年第百九十號を以て布達の處。今後戸籍屆濟の有無に拘はらす。雇主雇人相許諾して。一月以上の期限を定め雇使する者は。雇人を以て論す。

【雇人の受狀】昔々物語云。七八十年以前は。奉公人請狀に「此者取迯鈌落仕候はば。其者早々尋出相渡可申候。其内御事鈌にて人御用に候はゞ。私倅或は弟人代に召寄られ。何分にも御召仕被成候」。又女の請狀には。「私妻被召寄御召仕可被成候御請に罷立申上は。奉公人同前に被仰付候共。少も御恨に存間敷」と書し。今は無之。當分人代出候ても尋出申事也」とあり。

【雇人受宿】とは維新以來の稱呼にして。從來俗に慶庵と稱せしものなり。これ等いつれも雇人の口入をなし。雇者被雇者より其手數料を受くるを以て業とす。而して受宿は別に本人に身元引受を立て。之に保證を負はしむる者となせり。江戸にては芳町に元芳原ありし頃專門業者始れりとぞ。今も同所には毎朝雇人の市立てり。嬉遊笑覽云。けいあん。洞房語園原本に傾城の辭に僞をいひ。輕薄がましき者のとをけいあんらしいといふ事。今もつてやまず。是は承應のころ京橋の邊に慶庵といひし醫者有しが。療治はかたのごとく下手なるが。能人に追從し時々噓をつきし迚。誰がいふとなく輕薄がましき者の事を。けいあんらしいといひふれて。終にはやり言葉になりし由といへり。伊呂芝居(享保三年双子)。萬買半分のけいあん云云(萬買とは今いふ萬引これなり)。又茶人をいふ處。かりにも此道に入ては。けいあんをいひならひ。取寳がたぎになるぞかし(取寳とは道具屋なり)。安齋隨筆。諸

ヤトヒ

家深秘錄を引て云。慶安といふ事武州江戸木挽町に大和慶安といふ醫師有けるが。又同町に伊達三郎兵衞。長谷川助右衞門といふ浪人。彼慶安と參會し。入魂の上にて世間の人々の出入。或は訴訟公事沙汰。男女婚姻の媒妁等。右三人にて肝煎す。然る處に(酒井家緣組の事に付)。寬文五年乙巳八月二十四日彼三人御追放になりぬ。其頃よりして謀計をなす人を慶安者といひけり。按るに此等の說然る可らず。可笑記(二)。昔さる人のいへるは。狂人走れば不狂人もはしるといへる禪話あり。げにも〳〵江戸上下の人々が慶庵の泡齋のといふ狂人共が町々小路をかけ廻り走りありけは。是を見物にして。おとなしきをさなき男女。まじはり走り廻り見物す。さあれば彼物狂ひも。いよ〳〵氣亂れて。つらくせ手くせ足ずりする(是は正保元年の記なり)。是によりて見る時は。はやく慶庵といひける氣ちがひ有て。諸方をさまよひありき。人にしられたる者にて有し程に。それよりいひひろごれる名なるを。後に同名の醫師ありて其名混れたるにこそ。永閑節寬活一休。さてやま實かな〳〵。けゝらけいわん。てゝんがう。今時その手をくんべいか。今は專ら口入するものゝ名となれり。人を口入するものなども古く有しと見えて。源氏(玉葛)。筑紫より京に上りたるに。召仕ふ人もなしといふ處。京はおのづからひろき處なれば。いちめなどやうのものいとよくもとめつゝゐてく。」これはつかへ人を市女など諜し將て來るなり。されども今のごとくかゝる事を業とするものにはあらじ。又口入といふも雅言なり。常夏卷。おとゞもれんごろに。くちいれかへさい給はゞこそはとあり。

【雇人口入業に關する規定】警視廳史稿に曰く。明治八年十一月十八日。東京府第四十九號達にて雇人請宿規則を改定す。是より先。明治五年十月。東京府雇人請宿規則を定む。其略に曰く。請宿營業者は直ちに保證人と爲り償金等の債に任するを以て(十一年一月辨償の責を廢す)。身位適當の者に非れは營業を許さす。營業を欲する者は必す保證人を定めて上願せしめ。其免許を得し者には鑑札を交付し看板を揭けしむ。酬勞錢は雇人及雇主より各給金の五分を受け。雇使期限中解雇のとき給金辨償の方は豫め約束を定め。雇人の身位は之を審悉し證人を定め逃亡人無籍者等を周旋する　とを得す。免許を得すして營業し或は雇人の周旋に託し人を宿せしめ。或は婦女の懷孕を隱蔽して雇用せしむる等の不肅を禁し。本則に違背する者は鑑札を收め相當の罰に處す。爾後六年之を改正し今又之を更定す。其要概ね舊規に異ならす。但組合を定め取締年行事を置き警視廳及ひ府廳に上報し雇人請宿を上願する者は取締を經由し。取締年行事は組合中營業上の不正なきに注意し犯則の者あるときは速に警視廳に密告し。雇人請宿若し雇人の身位不審なる者を見るときは警視廳若くは該署に密告し。且名簿を製し常に雇人雇主の氏名を詳記し。每月取締並に年行事の査閱を受る等舊規に比すれは稍々精密なるものとす。〇明治十年十月二十二日。甲第五十二號を以て雇人請宿規則を改定す。規則の略に曰く。雇人請宿渡世の者は　身元受人。組合取締及ひ其區戶長を經て警視本署の鑑札を受けしむ。身元受人は東京在住にして百圓以上の不動產を有する者。請宿は雇人一切の保證をなすを以て身位確實の者に限り。一大區限り組合を定め。取締。副取締を置き組合に入らすして營業をなすを禁す。請宿世話料は男女に拘はらす。雇人給金額の一割と定め。雇主傭人双方より各其五分を請受せしむ。雇期中雇主及ひ雇人の便宜により解雇するとき。給金の下付及ひ返却若くは世話料辨償等は。豫め請宿と雇主雇人の間に條約を訂結せしむ。雇人の身位は確實なる保證人を定置せしめ。雇人と謀り或は之を欺き。屢々雇主を轉換せしめ。世話料を貪る等の所業をなすを得す。雇主傭人並に保證人の本籍氏名年齡を帳簿に記載し。警察上の點檢に供せしむ。雇人若し金錢物品等を竊取逃走し。雇主に損失を負はせしときは。十五日內に辨償せしむ。但廢業の後と雖も。雇人の約定期限中は辨償の責に任す。而して附するに本則に違背する者は鑑札を沒し。或は違式詿違罪を以て處分するの制裁を以てせり」とあり。二十四年六月。警察令第十一號を以て之れを改正し。雇人口入宿と改稱し。雇人に對して雇人の身分を保證する事を停止せしめ。身元引受人なき者を口入することを禁じたり。

ヤドフダ　宿札。(リョカウを見よ)

ヤナ　簗。(ギョレフを見よ)

ヤナイバコ　柳箱は。倭訓栞に。柳筣と書り。元正記に見えたり。寸法の事は延喜式。西宮記。北山抄などにくはし。もと蓋も底もありて木を編て造れるもの也。下學集に。編二柳枝一作レ之一尺四方と見えたり。王陶談淵に。床頭有二柳箱一可二尺餘一とも見え。本草に。今人取二其細條一。火逼令レ柔。屈作二箱筐一といへるは。今柳行李といふ是也」と見ゆ。界晤に【やないば】といふよし明月記に(柳筥)見ゆ。之れを編に生糸を用ると延喜式にあり。貞丈雜記云。やない箱は柳の木を廣さ五分程に三角に削り。いくらもよせてならべて。すのこの如く。紙よりにて二所あみたる物也。長さもはゞも上に居る物の大小によりて長短不定也。足は折敷の足の如くに

てくりかたなし。それを紙よりてゆひ付る也。柳箱といへども箱にはあらず。臺の樣成る物也。是には是をのする物と云定めもなし。ゑぼし。冠。經文。書籍。硯。筆。墨の類何にても相應の物をのする也。進物なども臨時にのする事有べし。ある人の云。近代用る柳箱は。柳箱のふた也。足は則柳箱のふたのさん也。野宮宰相殿(定基卿)のもとにて。古の柳箱を見たりしに。ふたも有。身もあり。三角の木を紙よりにてあみて作りたる物也。其蓋は世に用るやない箱といふ物也。」又云。柳箱に物の置樣の事。つれ〴〵草に云。やないばこにすゆる物は。たてざま。よこざま。物によるべきにや。卷物はたてさまにおいて。木のあわひより紙ひねりを通してゆひつく。

蓋

柳筥

硯もたてさまにおきたる筆ころばずしてよしと三條右大臣殿仰られて。勘解由小路の家の能書の人らは。かりにもたてさまにおかるゝ事なし。必よこさまにすゑられ侍りき云々。」また徒然草壽命院抄に(醫師泰壽命院法印立安作也。慶長六年作之正親町院へ獻上したり)云。柳筥とは。硯。短册。或は鞠冠。或又追善の時に經卷等を居る臺也。けたの木の數重半の儀。其家々の說あり。御短册をすへて進上の時。冷泉家には重にこしらへらるゝ由也。三條三光院(西三條也)の相傳とて。重半に依り吉凶之儀あり。吉事には半を用。追善の時經卷など居るには重を用らるゝ也云々。貞丈云。半は陽數也。故に吉事に用之。重は陰數也。故に凶事に用之。三光院の傳を用べし」とあり。或は曰く。後世は臺のみなるをヤナイバと云ひて。柳筥と區別せりと。

ヤナガハヤキ　柳川燒。工藝志料云。柳川燒は。慶長年間筑後國柳川に於て製する所の土器なり。工人殊に能く沙鍋を造る。其の質軟脆なり。其膚は白く緻密にして。黑色の斑文あり。湊燒と共に點茶家これを賞す。又土器を造りて年々幕府に獻ぜしことあり。工人業を傳へて今に至る」とあり。

ヤナグヒ　胡籙。(エビラを見よ)

ヤ子　屋根は。屋上をいふ。賀茂季鷹の說に。屋峯なるべしといへり。または屋上なりともいふ。屋を覆ふには。太古は多く草にて葺けり。後世に至り板葺。瓦葺。檜皮葺。銅瓦葺なとあり。茲にその古來よりの沿革種類。竝に德川氏時代の布逹等を畧抄す。【草葺】工藝志料云。草葺は太古よりあり。是を加夜布岐といふ。其の精巧なるを阿通賀夜布岐といふ。業を傳へて今に至る。或は稻藁を以て草に代ふる者あり。是を藁葺といふ。或は麥藁を以て草に代ふる者あり。是を麥藁葺といふ。葺工竝に業を傳へて今に至る。【板屋根。とち葺。柿ぶき。杉皮葺】嬉遊笑覽云。屋根板は。元文の末より杉を片出し。月役と云ふものこれ有り。こけら葺の下地に用ひしが。是も同頃より(享保年中)廣ごまひといふものを工夫し出し。月役はなく成りぬ。瓦下には杉皮葺を用云々(廣こまひ。此時始て出來し物には非ず)。雍州府志。土佐國産の內。野根山所ㇾ出之材。其條理直而宜ㇾ割板。是稱二野根板一。また長片といふ。又方にして細長きものを月役と云ふ。凡そ杉或は檜を一尺餘に伐り。刀にて割たるを片板といふ。屋を掩ふ是を葺板と云。又曾木といひ桁ともいふ。もと安藝國より出し故に。庭訓に安藝榑と稱す。然れども京師に專ら用ふるは。信濃國木曾山の産。佐和瓦木を頁とす。小川氏が塵塚噺(文化十一年に歲七十八とぞ)。我等二十歲頃迄は。江戶の端々武家町屋共に。多く蠣屋根にて有しなり。又月役といひて。長さ一間に幅一寸四五分の割木をのぢにし。それより板にて葺き。其上に蠣殼を敷き竝ぶ。月役は。田舍にて婦女經行の節。別居して其時の仕業に。屋根に遣ふ割木を拵へし故に。月役と名付しなり。享保。延享の頃は。のぢはみな月役にて。今の小舞貫は。用ひざりしなり。伊豆國七島などにては。經行を他家とゝなへ。住居を隔て。小き藁ぶきの家を村々に作り置き。經行臨産の節は。右の他家へ遣し置となり。經行の忌は七八日。産婦は五十日も過て家に歸るよしなりといへり。のぢは何のよしにか。恐らくはのし地の畧歟。他家は寬永頃の俳諧に往々みゆ。發句帳に「たや

色の紅葉は月のさはりかな。休甫」「立田姫たやをやこぼす下紅葉。貞德。」（此句。太子集にも出づ）。油加須に。「客人やさしあい有とかへるらむ。他家の日数を待はうかれ女」。また云。とち葺とは二分とち三分とち或は五分とちもあり。板の厚さをいふなり。重りては五寸七寸の厚さとなる。とぢは綴の義にや。衣食住の記（作者をしらす。天明の今六十餘歳とあり）。享保の中頃迄。諸侯大夫の殿門表長屋の屋根は。厚さ五寸七寸のこけら葺。棟には瓦を置き。鳥飛と云ふ木を渡し。井筒に天水桶を入れ。火敲を添へ。屋根に上け置き。腰板は栂檜の節なしきらびやかなりしに。度々の火災ゆゑ。用心の爲にとて瓦屋根に造り替。腰板も腰瓦にかはれり（江戸町町に火見やぐら出來。長屋の壁に瓦を用ゐる事。此時なるべし）。又云。小屋敷町などは。蠣殻を屋根へあげ。軒に貝留を板にて打（新見老人の昔の物語に。昔は江戸中には蠣殻葺か軒ならでは見ず。近年は大かた蠣殻葺となると。享保十七年にかくいへり）。こけら葺も。今の製とはいたくかはれりと見えて。古今著聞集に。渡邊の薬師堂は。こけらぶきにて有けるを。修理する事を云ふ處。この堂建立の年記をかぞふれば。七十餘年になりにけりと見えたり。かく久しくたもつは葺板の厚さと重れの多きともおもひ見るべし。落穂集に。江戸の昔の事をいひて。こけら葺と申候は。一ヶ所も無之。悉く日光そぎ。甲州そぎなどを以て。とりぶきいたし。其外かやぶきなりと云へり。西鶴織留に。伏見の里なる質商人のとをいひて。取葺屋根の軒のひくきを作事して。瓦ぶきに白かべ。京格子を付ければ云々。また永代蔵草子に。これも同じ里の荒てはかなき職人などの住よしをいふ條に。取葺屋根の輪扇の要割みと見えたり。取ふき屋根とは。そぎ板を排次て。押へに石或は木の丸太などを載せ置なり。今も諸國に此制あり。屋根のかうばえ低くせざれば危し。その輪といへるは上に置く石。其儘にては轉び易ければ。木また竹にて輪を作り。これを敷て上に石を置なるべし。屋上木石を置たる圖古畫に多し。これも釘うてば石など上るに及ばれども。そは料もあまたにてやすからねばさはせざる也。古へのこけら葺は是なるべし。庭訓に組押樽安齋云。屋上を風に吹損ぜられんをを恐れて。木を井桁の如くに組連ねて屋上に置を云なるべし。又同書に。襲木は右の押樽の上に太き木を横に置を云なるべし。古畫に石を置たる躰も見えたり。貧家には石を置べしとあるは。井桁の如く組たるものを組押といひそれに用る料の樽といふ意と聞ゆ。此説いかゝあるべき。思ふに襲木も屋上に置木とも定めがたくや。是は組とは天井の組にて。押の樽は其上に用る料なるべく。襲木もそれに用る製あるべし。」地葺といふこと。その始は事跡合考に。元祿年中の事をいふ處。こけら又とち葺にても。すみやかにせんとするに。かれてぐあひよく。幾枚も地上にて葺て置き。其儘持上り取合せの所にて釘じめに致候間暫時に出來たり。是急用のこけら屋根地葺といふその始なりといへり。これらは柿字なり。和名抄造作具に見えて。削木の細片をいふ。其魚鱗に似たれば。こけらといふとぞ。是は一ひらのさまにより。今いふこけら葺は。魚鱗のならべるに似たればなり。西鶴置土産に。燒木も舟大工のこけらを用云々。是は本義を失はず。佐夜中山集。「鱗をは取ぶきにしてこけらずし。」工藝志料云。皇極天皇二年。天皇命じて板を以て。皇宮の屋を覆ふ。本邦に於て板を以て皇宮の屋を葺くこと此に始まる（當時板葺に用ふる所の板は柿に非す木板なり）。後世に至ては。柿を以て葺く者あり。是を古介良布岐といふ。柿を以て屋を葺くこと其始詳ならず。延喜。天暦の際。柿を以て屋を葺くこと。往々書册に見る。」慶長五年。徳川家康大政を奏決す。爾來家屋を葺くの制漸變じて。都下及諸國の都會の地は多く柿を以て屋を葺き。而して板を用ひず（板は庇或は假舍に用ひる）。此の際又杉皮を以て屋を葺く（杉皮を以て葺くことは其の始詳ならず）。柿及杉皮を以て。屋を葺くことは今に至て益多し（柿を葺くに竹釘を用ひる者あり。又柿を葺て其の上に竹を置き。銅線を以て椽に結束する者あり。又其の上に石を置て銅線を用ひざる者ありて營作の法一ならず）。案するに。享保より延享までの頃。柿葺最めつらしきと見えて。落穂集考に。古老の旗本中の談に。福釜の松平の本家。筑後守四番町の居宅。柿ぶきに致し候とて。見物いたし候と也云々。誠に延享よりおよそ十五ヶ年前は。六番町。三番町迄り。その外類燒せざる處は。古來の儘の武士屋鋪はみなかやぶきにてありしと。若年のむかしよく〳〵覺えたる事なり」といへるにて知るべし。【檜皮葺】檜皮を以て屋を葺くこと其の始詳ならず（按するに。檜皮葺は和銅の年より以前なるべし。其の故は奈良の朝廷の時の文書に檜皮屋云々と記載せる者數多あり）。長元三年。後一條天皇制して六位以下の輩は檜皮を以て屋を葺くことを禁ず。是に於て檜皮葺の制定まる（六位以下の輩は爾來板葺に止まるをいふ。但神社佛寺は制の限に非らず）。檜皮を以て屋を葺くの工人（檜皮工は京師及奈良に多し）を檜皮師といふ。業を傳へて今に至る。【瓦葺。銅瓦葺】用明天皇元年。百濟の威德王瓦博士麻奈父奴。陽貴文。陵貴文。昔麻帝彌の四人を獻ず。是より後。本邦に於て始て瓦を製し。以て屋を葺く（但し佛寺に止る）。」推古天皇三十六年。境部臣摩理勢の子毛津といふ者あり。罪あり。逃れて大和の高市郡の尼寺の瓦舍に匿るゝ

ことあり。當時瓦を以て佛殿を葺き。また其の内の小舍に施しゝことは。其の巧を試みるに出しならん。」皇極天皇の御宇(大和の飛鳥に都す)。大極殿を造り。屋を葺くに瓦を以てす。本邦に於て大極殿の屋を葺くに。瓦を用ふること此に始まる(是より先瓦を以て屋を葺く者は皆佛寺にして其の他は用ひす)。」齊明天皇元年。天皇宮闕を大和の小墾田に起て。悉皆瓦を以て屋を葺かんと欲す果さず。」大寶元年。文武天皇制して。官舍は皆瓦を以て屋上を葺かしむ(後世に至ては大極殿の外は瓦を以て宮闕を葺くこと無し)。」神龜元年。元正天皇詔して。五位已上及庶人の營むに堪ふる者は。板屋草舍の制を停めて。瓦を以て屋を葺かしむ。本邦に於て王公より以下庶人に至るまで。瓦を以て屋を葺くこと此に始まる。」延暦十三年。桓武天皇都を山城の宇多に遷し。號して平安城といふ。大極殿を葺くに碧瓦を以てす。本邦に於て碧瓦を以て屋を葺くこと此に始まる(但碧瓦は大極殿より外に用ふること無し)。是より後搢紳の第宅は復た瓦を用ひず(檜皮を以て葺く者多し)。但朝廷これを令せしに非らず。建築の風一變するなり。是より後。瓦を以て屋を葺く者は。朝廷の外は唯佛寺に止る。」天正四年。織田信長大に近江の安土に城き。城樓の屋を葺くに瓦を以てす。是より先。信長支那の瓦工を召す。名を一觀といふ。是に命じて。明様の瓦を模造せしめ。以て屋を葺かしむ。本邦に於て明様の瓦を用ひること此に始る。爾來人皆瓦屋を造るに明様の者を用ひる。是に於て瓦工瓦を造るに漸舊制を舍て。一に明様に歸す(舊制の瓦は布文あり。俗に奴乃免賀波艮といふ)。既にして神祠も亦往々瓦を以て葺く。」慶長五年。徳川家康兵馬の權を執てより以來。家屋の建築の風漸變じ。武人の第宅は瓦を以て屋を葺く者多し。既にして民庶も亦瓦を以て葺く。」元和三年。後水尾天皇詔して。徳川家康の靈を下野の日光山に祀らしめ。號を東照大權現と賜ふ。徳川秀忠因て大に土木を起し。宮殿を造營し。其の屋を葺くに銅瓦を以てす。壯麗目を驚かす。爾來人これに倣ひ。神社佛寺の屋を葺くに或は銅瓦を用ひる者あり。近世銅瓦を以て屋を葺くの工人を銅瓦師といふ。以て瓦師に別つ。並に業を傳へて今に至る(檜皮葺以上工藝志料)。以下慶長以後。火災に就て。家屋普請のことを諭達せしこと等を抄す。慶長六年十一月二日巳の刻。駿河町幸之丞家より火を出す。此大燒亡に江戸町一字も殘らず。人多く死す。畢竟町中草葺故火事絕へず。此序に皆板葺になすべきよし。官府より命せられければ。町中ことごとく板葺に作る所に。瀧山彌次兵衛といふ者。諸人に秀でゝ家を作らんと工み。海道表棟より半分瓦にて葺。後半分をば杉にて葺たり。皆人沙汰しけるは。本町二丁目の瀧山彌次兵衛は。家を半分瓦にて葺たり。さても珍らしや。奇特哉と。人ほうびして。異名を半瓦彌次兵衛と云。是江戸瓦葺の始なり(慶長見聞集)。」享保八卯年十一月十八日。去る五日牛込筋出火の儀。市ヶ谷御門内番町筋。類燒の面々屋敷。何も普請仕候はゝ。居宅長屋等隨分小住居にいたし。輕く瓦葺に申付。火除に成候樣。普請可致候。依而左之書付之通拜借被仰付候。部屋住之者は。高之半分割を以拜借被仰付候。右之通被仰出候上にて。普請難成面々には。屋敷差上候歟。又は相對替可仕歟。勝手次第に候事。」今度拜借被仰付候上は。重而類燒仕候共。拜借は被仰付間敷。并普請仕方は。火事組合之頭取之者より申聞も可有之候間。作事致候時分。頭取へ可申談候。急候儀は無之候。以來年中勝手次第。作事可仕候。拜借金請取候儀は。取掛り候時分。頭へ相達受取可申候事。」役屋敷又は親類共。屋敷へ引越罷在候者は。普請延引候而も不苦候事。」屋敷之内を親類等に。借家建させ候もの有之候は。瓦葺に爲致可申候。且又屋敷之内を借候儀。親類にても御直參の外は不罷成候。」父子別屋に罷在候者は高割之通。拜借被仰付候事。」類燒之面々之内。建家少々ならては燒不申類は。樣子により。家屋直し不申候而不苦も間々有之候間。左樣之者は普請之儀。頭取へ承合可申候。頭取より近江守へ可申達候。一。八十石より九十石迄金拾四兩。一。百石金二十兩。一。貳百石金四十兩。一。三百石より六百石迄金六十兩。一。七百石より九百石迄金百兩。一。千石より二千石迄金貳百兩。一。三千石より四千石迄金三百兩。一。五千石より九千石迄金四百兩。右上納之儀は。十ヶ年賦に返納可仕候事。卯十二月。」右同於芙蓉之間に。被仰渡相濟候。以後山吹之間石川近江守殿左之御書付被成御渡候。覺。家作隨分小住居に可仕旨。被仰出候上は。各彌了簡いたし。兼而十疊敷にも作り可申旨。被存候所に。五六疊敷にも縮め。其上差懸り入用無之所は。相止め可被申事。」家作可成丈。ひきく建候儀。可爲肝要候事。」瓦葺と仰出候は。土藏作り之事にては無之。屋根計平瓦にても。棧瓦にても葺候儀に候。尤下地塗不申。直に瓦置候樣に致し。見分計取繕候儀は。堅有之間敷事。但任勝手。土藏に被致候段は。勿論可然候。」軒下壁之しとみに至迄。葭葺之類。火之子付安きものは。一切用申間敷候事。」作事以後。建繼又は修復之節。尤此度普請之格之通可被仕事。古作事之仕形。麁末成儀も候はゝ。當人は不及申頭取迄可爲越度候以上。卯十二月。○享保十巳年三月。四谷御門邊より牛込御門外邊迄之内。此度致家作候はゝ。板屋茅葺致無用。塗屋歟瓦葺に仕。火事之節火之粉相防之ために罷成候樣可仕候。依之拜借金被仰付候。部屋之者は高半分之割を以拜

借被仰付候。父子別屋敷に罷在候もの。高割之通拜借可被仰付候。右之通被仰出候上にて。普請難成候面々は。屋敷差上候歟。又は相對替可仕候勝手次第に候事。但塗屋かきから葺共に。見分計致置。火之粉付安く麁相成致方には仕間敷候。兎角火除に成候樣可仕候事。右場所之內類燒不致旨。作事此度之致方に仕置候ては其儘にて差置。尤不及拜借候。板屋茅葺等有之候はゝ。塗屋歟かきから葺に可仕候。左候はゝ拜借可被仰付候。尤も普請之格により。拜借之數減少可有之事。」塗屋瓦葺に仕候場所。可成程は瓦葺に仕候儀。勿論に候。」今度拜借被仰付候上は。當而類燒仕候共。拜借は被仰付間敷。普請仕候儀急候事には無之候。當年中勝手次第作事可仕候。拜借請取候儀は。作事取掛候時分。頭支配へ相達請取可申事。」役屋敷又は親類之屋敷へ引越罷在候ものは。普請延引致候共不苦候事。」屋敷之內を外へ貸置。家建させ候者有之候はゝ。是又塗屋歟。かきから葺致させ可申候以上。巳三月。○拜借金高割之覺。一。五千石より九千石迄金百五拾兩。一。三千石より四千石迄金百兩。一。千石より二千石迄金七拾兩。一。八百石より九百石迄金五拾兩。一。六百石より七百石迄金四拾兩。一。三百石より五百石迄金三拾兩。一。貳百俵金貳拾兩。一。百俵金十五兩。一。八十俵より九十俵迄金拾兩。一。五十俵より七十俵迄金七兩。一。三十俵より四十俵迄金五兩。一。三十俵以下金三兩。右上納之儀は十年賦返納可仕候以上。」同九月五日。左之御書付松平一學被相觸候。最前申渡候塗屋蠣から葺之場所。表向は致普請。內々家作いまた出來不致も有之樣相聞候。彌當年中普請致出來候樣可仕候。且又拜借請取候ものゝ內。未普請不取懸候者も有之候樣相聞候。左樣には有之間敷事に候。頭支配より心を付家作取懸り候て。當年中普請出來候樣可仕候以上。右之趣向々可被達候。九月。○享保十二年三月十六日。覺。水道橋外小石川邊。小日向筋萬石以下之面々。屋敷家作之儀表通り。瓦屋根幷居宅等も可成丈。瓦屋根に可仕候。然共本宅等有來住居瓦屋根難成所は。入念候蠣から屋根成共申付。火除に成候樣。當秋中可致候。依之左之通拜借金被仰付候。部屋のものは高半分の割を以拜借被仰付候。覺。一。五十石より九十石迄金拾四兩。一。百石金貳拾兩。一。二百石金四拾兩。一。三百石より六百石迄金六拾兩。一。七百石より九百石迄金百兩。一。千石より二千石迄金貳百兩。一。三千石より四千石迄金三百兩。一五千石より九千石迄金四百兩。右上納の儀は十ヶ年賦に返納可仕事(以上憲法部類)。○享保十三年。番町。麴町。元山王永田町。猿樂町。小川町。駿河臺。飯田町邊の家作瓦葺を止らる(武江年表)。○享保十五戌年正月十九日。去る十二日下谷筋より出火。小川町迄燒失の處。先年拜借被仰付。瓦葺の處は相殘候由に候。家作も宜常々防等申合も能候故と相聞候。自今も火の元の儀無油斷申付。防の儀も能々可申合候。且又右瓦葺の內類燒の屋敷々共。最前の通普請可仕儀に候。瓦葺の普請難仕候は。此場所は屋敷可差上候。替地被下置可有之候。右之趣頭支配有之面々は。其組々支配々々へ可被相達候以上。○享保十六亥年十月二日。近來所々屋敷の間數打候者有之由相聞候。惣て屋敷の間數相改候儀は。御普請奉行より。仕事にて其屋敷へ申屆候上。間數打候事に候。若屆も不仕候て。屋數主又は辻番より相尋。不分明に候はば。其所に留置御普請奉行又は最寄の御目付へ可屆候。右之趣可被相觸候。○元文二巳年六月。今度下谷邊瓦葺家作可致付ては。拜借被仰付候間。彌其趣家作可仕候。屋敷の內を借置候者共。家建させ候はゝ。瓦葺にいたし。火除に成候樣可致旨。先達て相觸候通。彌瓦葺に可爲仕候。若麁相成事に候はゝ並も有之事故。近所の者共も可爲無念候。頭支配も可爲越度候條心を可付候。出來候はゝ其段可申聞候。見分も可差越候間可存其趣候。瓦葺家作可仕旨申達候內。屋敷無之地借之分も拜借可被仰付候。屋敷有之借地にて罷在候得者。拜借被仰付間敷候。右之趣向々へ可被相觸候。○寬保二戌年十月二十四日。松平左近將監殿被成御渡候御書付。赤坂御門外先頃瓦葺被仰付候場所。火除之爲に候得者。不及申候得共。當十月中迄に家作不殘瓦葺に可致候得共。若追而可申付とて。端々延引候樣成事は有之間敷儀に候。悉瓦葺に申付。麁相無之樣可被致候。右之通可被達候。不殘出來との段。來月中頭支配より松波筑後守能勢甚四郎へ可相屆候。○明和九年六月十日。先年火災之儀。格別之御世話有之。瓦葺。蠣殼葺等場所之御定被仰出候處。其後火災も間違に相成候故。所々心得違怠り候振合にて。格別之場所柄にて麁末成儀も有之候樣相聞。既に此度大騷之火災も有之候以來。彌先年被仰出候通。堅相守瓦葺蠣殼葺之場所々其通家作いたし可申候。町家之儀も表通り計にて。裏には御定と相違致候樣場所多有之趣。武家も右同樣之儀に相聞如何に候。向後御曲輪內抔は折々見分之もの差遣可申候。且又末々小屋敷に至ては。組合切互に相改候樣致。心得違無之。御定之通急度相守可申候。右之通此度類燒之面々。幷類燒無之面々へも可被相觸候(以上憲法部類)。以上德川氏時代令達の概略なり。明治の今日に於ては。東京市街追々瓦葺になすへき旨を令せられ。家屋の建築は。昔時の觀と大に異なり。亞鉛。鐵葉。石板石などにて葺きしものあり。尙家屋。火事の條を見るべし。

ヤノ子イシ　鏃石。(セキキを見よ)

ヤブイリ　藪入とは。奴婢宿下りするをいへり。和漢三才圖會云。按正月十六日。庶民之子女及奴婢以二此日一爲二閒暇一。免二還父母家一。自在遊戯。或詣二寺院一。近年七月十六日亦然也。蓋此以二于蘭盆一出二於慈愛一。終爲二春秋二度一矣。俗謂二之藪入一(藪者叢竹總名)。如二孤獨一者無下可二敢依一家上。唯入二藪林中一遊。亦隨意以爲レ樂之謂乎」とあり。七月も宿下するは元祿の初よりと見えたり。和訓栞云。やぶいり宦者の宿降するを云。藪入の義なり。藪澤の故里に歸る意なるべし。」正月十六日のやぶいりは。五雜俎に。「齊魯人多以二正月十六日一游二寺觀一謂二之走百病一。」燕石雜誌に。走百病とは遊山して元氣を養ひ。百病を走らするの義なるべし云々。毎年正月十六日。市井の老少或は神佛へ參詣し。或は郊外に遊山し。奴婢はこの日主人に許されて。おのが親里へ歸展するを藪入といふ。今俗はこれを宿下りといへり。只正月十六日のみならず。春秋二時にこのをあり。本邦に藪入と唱る事本据詳ならず。只元祿以降俳諧の發句に見えたり云々。按ずるに藪入とは遊山の義也。字書に有レ水曰レ澤。無レ水曰レ藪といへり。世俗は竹叢のみを藪と思へり。和訓やぶとは彌生の義にて。竹木花草いやがうへに生たるをやぶといふよし先達の說あり。思ふに原野徑に逍遙するを藪入りといひたらんに。奴婢等が親里へ歸るも朱門より白屋へ入るなれば。これをも藪入りといふなるべし。かゝれば唐山の探春踏靑の義にも稱へり。縣より草ふかき田舍へゆくを藪入といはん事疑ふべからず。又越後名寄卷五。舊蹟門魚沼郡に逃入村といふあり。一名を藪入村といふよし見えたり。土俗の說に小千谷のほとり山中村より一里許を隔て。左大臣藤原時平公の墓あり。大臣の餘流と稱するもの彼村にあり。よりて逃入村と唱へ。一名藪入村といふよしを記せり。土俗の說は信ずるに足らず。これは元弘。建武より兵亂うちつゞきて。朝權を失ひたる貴人のこゝらわたりまでさすらひたるその子孫。遂に花洛にかへらず。大臣の餘流と稱せしなるべし。そはとまれかくまれ貴人京師より逃れて村落に入るの義をとりて。後世逃入村と唱へ。又藪入村と唱る事は。その古跡によりて分明也。しかれば。この村も藪入の一證とすべし。天明年間俳諧師吾山が「藪入や宿はづかしの森ちかき」と詠ぜしは。よく藪入の義を辨たり。」また藪入に六の餅といふことあり。俳諧歲時記栞草に。六の餅とは大和國の俚俗にて藪入と云に同じ。泉州にては六入と云。大和の民間にて舊年嫁したる女。今日親里へ歸るとて必餅を舂て視す。是を十六餅と云。十六日の餅の略語也。彼是名目混雜して。六の餅。六入の名有り」といへり。今も春秋兩度に丁稚婢女。宿下りといふことあるなり。

ヤブサメ　流鏑馬。(キシャを見よ)

ヤマサキ ノ エキ　山崎之役。日本歷史問答に云く。天正十年六月明智光秀。信長父子を弑し。洛中を鎭め。直に信長の居城安土に入りしかば。衆心疑懼して。なさんところを知らず。信長の次子。信雄。三子信孝を始めとし。宿將等。皆討賊の機を失し。未た一人の之を決行するものなかりき。時に秀吉毛利氏と和し兵を引きて還るや。衆皆大に喜び。尼ケ崎に會して戰を議す。此戰高山友祥を先鋒となし。諸將次を以て進む。光秀之を聞くや。其從子光春をして。安土を守らしめ。自ら洞嶺に至り。遂に進んて淀城に入る。秀吉使を遣はし。光秀に告けて曰く。明日山崎に會戰せんと。光秀之を諾す。乃ち騎兵一萬五千を率ゐ。雨を冒して天王山に上り。南に臨んて陣す。秀吉全軍を率ゐ。これに對して陣せしが。堀秀政。堀尾吉晴等をみて曰く。今日の勝敗は天王山にあり。彼をして先つ得しむることなかれと。秀政吉晴等奮進先つこれを取る。既にして光秀の軍大に敗れ。遂に遁れて靑龍寺城に入る。秀吉城を圍むこと數重。城兵稍々散亡し。餘す所僅かに百人。光秀益々惶怖し。即夜十餘騎と。圍を潰して北出し。馳せて坂本に向ひ。小栗栖に至る。土兵四方に起り。遂に光秀を殺す。光秀。信長を弑してより生を得ること。僅に十三日。是を山崎の戰と云ふ。

ヤマシロ　山城は。もと山背と稱せしも。後ち山脉の形勢に因り。更に今名に改む。支那の都洛陽は雍州にあり。因て日本にても山城を雍州と呼ぶ。畿內五國の一にして。廣袤。東西凡六里。南北十五里。東南は近江。伊賀。大和に接し。西北は河內。攝津。丹波に界し。連山三面を圍み。中間より南方に通じて。地勢較平坦なり。乙訓。葛野。愛宕。紀伊。宇治。久世。綴喜。相樂の八郡あり。比叡山は京都の東北隅に聳え。近江に跨がる。其山脉南に亘りて。伊賀。大和の境なる鷲峰。笠置の諸山に連れり。愛宕山は京都の西北隅に在りて。丹波に亘れる高山なり。高雄山。嵐山の諸山。其麓に連りて。山勢南方に赴けり。鞍馬山は京都の正北に當りて。比叡。愛宕兩山の間に位す。其後に峙てるを大悲山とす。宇治川は源を近江の琵琶湖より發し。宇治に至りて漸く大河となり。紀伊。久世兩郡を界し。伏見を過ぎて淀川となる。桂川(又大堰川)は丹波より來り。愛宕の麓を過ぎて。高雄川を併せ。嵐山に沿ひて南に流れ。久我に至り。鴨川を併せて淀川に入る。加茂川(或鴨川に作る)に三源あり。一は百井峠より出てゝ。大原。八瀨。及[illegible]野を過ぎ。至る所。皆其地を以て稱せらる。一は小鹽山より出てゝ。鞍馬。貴船を過ぎ。至る所。亦其地を以て稱せらる。

一は丹波の界より出で。東流して中津川と云ひ。貴船川を併せて。加茂に至りて。高野川と相會し。南流して京都を貫き。鳥羽に至りて。桂川に入る。長田川は伊賀より來り。名張川は大和より來り。二流笠置山の麓に會して。木津川となり。曲流して北に赴き。淀に至りて。桂川。宇治川の二流と相合し。一大河となる。是を淀川と云ふ。西流して攝津。河內の間に入る。京都は平安城と稱し。日本三府の其一にして。延曆年間よりの帝京なり。昔は右京。左京を分ち。九條の大路を通して。皇居其の北に位し。規模宏大なりしが。今は唯左京のみを存すと雖。舊規未盡きす。街衢端正にして。道路洞通し。加茂川を以て。其內外を分ち。西を洛中と云ひ。東を洛外と云ふ。架するに荒神口。三條。四條。五條の四大橋を以てす。洛を繞りて。西に嵐山あり。東に祇園。清水等の公園あり。山水明媚。風色絕佳なり。伏見は京都を距ること。僅に三里にして。殷賑を以て名あり。市街は淀川に臨みて。東西往來の要路に當り。運輸に便なり。繼體天皇五年十月。大和(樟葉宮)より遷て筒城(綴喜郡)に都す。十二年三月。又隨國(一。弟國に作る。今の乙訓郡)に遷る。聖武天皇十二年十二月。遷て恭仁(相樂郡)に都し。桓武天皇延曆十三年十一月。更に地を葛野郡宇多村に相し。長岡(乙訓郡)より遷り都し。平安城と號す。今の京城即ち是なり。左右京職。東西市司を置く。此時山背を改て。山城とす。平治元年。平清盛。源義朝互に隙あり。二氏大に京中に戰ふ。義朝敗死し。清盛勢威日に熾ん。帝王の廢立。皆其手に出つ。皇居を福原(攝津)に徙し。尋て舊都に復す。治承中。源頼朝伊豆より起り。義仲を宇治。瀨田に破り。平氏を西海に殲し。幕府を鎌倉に建て。京都守護を置く。北條時政を以て之に任す。頼朝薨し。北條氏執權の日。南北六波羅探題府を創置して。京畿。山陰。山陽。南海諸國の政刑を兼掌せしむ。建武中興。大內を造營し。省司諸制。始て舊式に復す。既にして足利尊氏反し。大擧し京師を攻む。官軍之を宇治。勢田。及山崎に拒き。皆破らる。帝叡山に幸す。尋て大和に潛幸す。之を南朝とす。尊氏後光明帝を擁立す。之を北朝とす。尊氏將軍府を室町に開き。國命を執る。應仁中。足利氏漸く　へ。山名。細川の二氏。各ゝ大兵を擁し。屢ゝ輦下に戰ふ。連年決せす。京師過半。兵燹に罹り。市街蕭條。實に建都以來の一大變遷なり。此より天下大に亂る。後四十年。大內義興。亂に乘し。將軍義尹を奉して京に入り。駐まること十餘年。京中小康。永祿中。三好。松永の諸黨。將軍義輝を弑し。淀。勝龍寺諸城に據る。京中復騷擾す。天正の初。織田信長尾張に起り。所司代を京師に設く。村井貞勝を以て之に任す。二條城を築く。信長弑せられ。豐臣秀吉。代つて國權を握り。聚樂及伏見に城て。京都を鎭護し。更に五奉行を置き。諸政を分掌せしむ。其後天下德川氏に歸し。皇室の大典。大率舊に復す。亦所司代を置き。更に二條城を築き。山城。大和。丹波。近江の政刑を統しめ。伏見に奉行を置き。松平定綱を淀に封す。全都靜謐。市閭殷賑。享保中。稲葉正知。代つて淀に封せられ。爾後世襲。二條城に戍兵を置く。孝明帝の時。毛利氏王に勤め。故ありて罪を得。國老寃を訴へ。兵を作て京に入る。京兵之を拒き。遂に大に宮門外に戰ふ。毛利氏の軍敗走す。明治元年正月。德川氏兵を發して。京師に入らんとす。京軍之を拒き。伏見。淀。及八幡に戰ひ。三戰皆勝つ。王政革新。所司代及伏見奉行を廢す。二月京都裁判所を置く。閏四月二十五日改めて府を置く。明治二年。乘輿東遷。宮中に留守官を置き。二條城を以て。京都府となす。山城一國。及丹波の三郡を統治す。四年十一月。淀縣(元藩)を廢し。留守官を府に併せ。丹後全國及丹波二郡を府の管轄に加ふ。物産の重もなる者。礦物は砥石。燧石。白川石。石灰。茶臼石。植物は五穀。菜種。馬鈴薯。甘藷。蕎麥。實綿。茶。藍。麻。胡麻。豌豆。蠶豆。菜煙草。筍。薑。牛蒡。蘿蔔。芋。南瓜。茄子。胡瓜。越瓜。乾瓜。絲瓜。甜瓜。蕪菜。蓴菜。慈姑。芍藥。薄荷。天門冬。桃。梅。梨。栗。轉柿。山椒。柚。椎。杉。竹。動物は鯉。鮒。鰷。川鱸。川鱒。鰻。鼈種。製造食物は味噌。豆腐。晒寒天。羊羹。製作場は織物。染物。糸條。裁縫物。刺繡物。金屬。箔粉。金銀器。銅器。胴胎。七寶器。眞鍮器。鍍金器。錫器。鐵器。刃物。鐵葉細工。漆器。竹細工。藤細工。萱細工。欅棺細工。象牙細工。玻璃細工。革皮製品。陶磁器。瓦。煉化石。油。蠟燭。香具。繪具。染料。一閑張。紙。筆。墨。獸毛類。眼鏡。扇子。人形。團扇。傘。算盤。草履。針等とす。

ヤマト　大和は。もと山跡。或は大倭等の字を用ふ。然れども日本の總名を大倭とし。一國の名の時を大和とするを常とす。但し元は一國の名なりしを。其の首府のある所なるを以て。終に全國の總名となりしものなるべし(ナラ參看)。此國は畿內五國の一にして。廣袤。東西凡十里餘。南北凡二十五里。東南は伊賀。伊勢。紀伊に界し。西北は河內。山城に接す。添上。添下。平群。廣瀨。葛上。葛下。忍海。宇智。宇陀。城上。城下。高市。十市。山邊。吉野の十五郡あり。南部半國は吉野郡に屬す。郡中皆山にして。紀伊の境に至れば。重嶺幽谷。人跡なし。國の北部は連山東西を限り。中間の地は平遠にして。岡陵處々に起伏せり。金峯山は吉野郡に聳えたる高山にして。大臺原山これに次く。其原を南中北の三に分つ。南は紀伊に連り。東は伊勢。伊賀に跨れり。國見。高見。天岳諸山は。大臺原山の東北に屏列して。伊賀。伊勢の境を擁す。葛城。二上。信貴。生駒の諸山は西に連りて。河內の國境に綿亘す。

天川は金峯山より發し。山間を曲流して。十津川となり。南に赴き。深谷間の衆流を併せ。紀伊に入りて。新宮川となる。吉野川は大臺原山より出でゝ。國中を貫き。西流して紀伊に入り。紀川となる。初瀨川は國の中央の諸川を聚め。長谷。三輪を歷て西流し。二階堂に至りて。奈良川。相川。廣瀨川と會し。更らに龍田川を併せて。河内に入り。大和川となる。奈良川は國の北境より發し。秋篠川と合して。奈良。郡山を過ぎ。南流して。初瀨川に會す。相川。及廣瀨川は國の西境より發し。北流して。亦初瀨川に會す。黑田川は東境に諸水を集め。東流して。伊賀に入り。名張川に會して。更に北に赴く。奈良は又平城に作り。或は南都と稱す。元明帝以下七代。七十餘年間の帝京にして。市街今猶舊摸を存せり。春日山其東に峙ち。奈良川其西を流れ。舊西大寺。興福寺等の大伽藍ありしが。今は東大寺のみ存し。其金銅佛は世に奈良の大佛と稱して。聖武帝の建立なり。其他舊蹟尙多し。吉野山は吉野川の南岸に在り。滿山皆櫻樹にして。花時の風景最美なり。此山は後醍醐帝より。南朝三世五十餘年の行在所なり。神武帝日向より與り。本國に入り。長髓彥。八十梟帥等を誅し。橿原(葛上郡柏原村)奠鼎の後。列聖地を相て都を遷す。凡十數次。和銅中。平城(今の奈良)に都す。桓武帝延曆中。山城に遷都す。國府を高市郡に置く。後醍醐帝の時。護良親王十津川(吉野郡)に潛匿し。城を吉野に築き。兵を集む。已にして城陷る。親王高野(紀伊伊都郡)に走る。後延元の初。足利尊氏反し。帝吉野に幸す。是を南朝とす。五十餘年を經て。元中の末。南北講和。將軍足利義滿。畠山義深を以て守護に任す。永祿の初筒井順昭自ら國の守護と稱す。天正十三年。豐臣秀吉。順慶の子定次を伊賀に徙し。其弟秀長を本國。及和泉。紀伊に封し。郡山に治す。嗣秀俊夭して國除し。增田長盛を郡山に封す(二十萬石)。關ヶ原役後。其封を失ふ。德川氏に至り。封を受る者。郡山(初水野勝成後柳澤吉里)。高取(植村家政)。小泉(片桐貞隆)。櫛羅(永井直圓)。芝村(織田長益)。柳本(織田尙長)。柳生(柳生宗矩)。凡て七藩。又奈良奉行を置く。王政革新正月二十一日。大和鎭臺を置き。五月十九日。奈良縣を置き。七月。改めて奈良府を置き。田原本藩(平野長裕)。及び五條縣を置く。四年皆な廢して縣とし。十一月。更に奈良縣に併せ。縣廳を奈良に置き。全國を管治す。而して縣令海江田信義常に仁政を行ひたるにより。政府封建制の再生を悞る。されど之を免するの罪なし。依て縣を廢して堺縣(和泉)に合し。後又大阪府の統轄に歸す。明治二十年十一月。復た奈良縣を置き。全國十五郡を其所轄に屬す。物產の重もなる者。礦物は水晶。白石英。黃石英。礦石。蛇骨石。磁石。辰砂。馬腦石。白堊。雲母。石。礬石。滑石。水漉石。禹餘糧。綠青。銀雲母。白砂。金剛鑽。金剛砂。植物は蕪菁。佛掌薯。百合根。牛蒡。葱。蠶豆。蒟蒻。葛。菜種。西瓜。甜瓜。胡瓜。山葵。茶。烟草。藍。紅花。麻苧。蘭。茯苓。人參。芍藥。當歸。白芷。地黃。川芎。吳茱萸。大黃。黃芩。龍膽。獨活。桔梗。防風。牡丹。木附子。柏。楮。椎。梅。桃。梨。李。柿。石榴。橙。枇杷。二度栗。蜜柑。棕櫚。菩提子。漆。銀杏。椎茸。松蕈。岩茸。水苔。動物は蠶。鮎。鯉。鯽。鮭。鹿。獼猴。製造食物は酒。霰酒。燒酎。醬油。索麵。葛粉。蕨粉。葛菓子。櫻漬。奈良漬。氷豆腐。鮎煎餅。鮎鮓。干瓢。製造物は油。綿實油。柏油。眞鍮。銕類。陶器。瓦。筵。杉原紙。漆漉紙。漆器。松炭。櫟炭。墨。筆。漆。皮籠。吉野膳。團扇。雨合羽。革沓。雪踏。草履。人形。皷皮。角細。晒布。織物。綿。松烟。紙類とす。明治二十九年三月。法第律四十五號を以て。添下。平群郡を廢し。生駒郡を置き。廣瀨。葛下郡を廢して北葛城郡を置き。式上。式下。十市郡を廢して磯城郡を置き。葛上。忍海郡を廢して南葛城郡を置けり。

ヤマトゴト　倭琴。(コトを見よ)

ヤマトダケノミコト ノ トウセイ　日本武尊東征。日本歷史問答に云。熊襲漸く勢力を增し。遂に王命に服從せざるに至る。景行天皇之を御親征あらせられ。日向にいたりて其の巨魁を誅し給へり。是に於て西國全く平定しけるが。幾程もなく彼又叛けり。天皇。皇子小碓尊に命じてこれを征せしめ給ふ。尊。時に御年十六なりけるが。智勇人に勝れたまひければ。直に彼國に下り。女裝して賊酋熊襲梟帥の家に入り。機に乘して梟帥を刺し給ふ。梟帥刺されながら。吾未た勇猛皇子の如きものを見ず。畏けれとも尊號を奉らん。宜しく日本武尊と申さるべしとて死につきければ。皇子とりて御名となし給ふ。皇子これより熊襲の餘賊を滅ぼし。穴門。出雲の賊を平げて歸り給ふ。尊。西征の後。凡十三年にして東國の蝦夷叛けり。尊また征伐の命を拜し給ふ。尊乃ち伊勢に入りて神宮を拜し。進んで駿河の賊を誅滅し。是より相摸。安房。上總を過き更に轉して陸奧に到り。悉く東北諸國を服從せしめ。蝦夷の酋長を生獲して常陸。下野。上野。甲斐。信濃を巡り美濃を過きて尾張に入り給ふ。時に近江の膽吹山に賊ありと聞き。尊。單身山に登りて彼を討ち平げ給ひしが。俄かに病を得て遂に伊勢の能褒野に薨し給ふ。御年三十。後年景行天皇。尊の平定し給ひける國々を巡視し。御諸別王を東海。東山十五國の都督として。行きて之を鎭めしめ給ふ。是より皇威ます〳〵東國に布けり。日本武尊東征の途に上り。伊勢神宮に詣でけるとき。御姨倭姫命。尊に授くるに叢雲劍を以てす。尊進んで駿河に入るとき。賊僞り降り。尊を曠野に誘ひて燒き殺さんとしけり。尊

乃ち劍を拔き。草を薙き拂ひ。却りて賊を滅しければ。是より此劍を草薙劍と稱するに至れり。進て相摸より海に航して上總に到らんとす。時に海上颶風あり。船將さに覆沒せんとす。妃橘媛尊に從ひてこゝにありけるが。これ海神の祟をなすならん。妾請ふ身を以て之れに當らんと。言訖て自ら海に投ず。風濤乃ち止み。船岸に着くことを得たり。尊既に東北諸賊を平げ。歸路碓氷嶺に抵り。東望して橘媛を懷ひ。嘆して吾嬬と呼ばせらる。是より東國をあづまと呼べり。」一說に曰く。信州の碓氷は山中にして。東國の野を望む可らず。箱根の宮城野に碓氷嶺と稱する山あり。以て走水の海を望むべし。尊の登りて吾嬬はやと歎じ給ひしは是の地なりと。

ヤマトマヒ 倭舞。吉志舞といふは。大嘗會に。安倍氏吉志舞を奏し。內舍人倭舞を奏する事。三代實錄。貞觀元年十一月の條に見ゆ。」北山抄。大嘗會午日處に云。次安倍氏奏二吉志舞一。五位以上引レ之。設二床子等一如レ前。作二高麗亂聲一而進。舞者二十人。樂人二十人。安倍。吉志。大國。三宅。日下部。難波等氏供奉。寛平記云。三四人着二六位袍闕腋一。打二懸甲胄一。執レ桙。承平記云。於二舞臺西一奏レ之。引頭二人。立二臺下一。舞人在二前後端一者。服二甲胄一。在二中間一者。幞頭冠末額褐衣裲襠。皆執二楯戟一舞酬刀云々。」また楯節儛(ダテブシマヒ)と云も吉志舞也といへり。日本紀持統天皇二年。冬十一月乙卯朔戊午。皇太子率二公卿百寮人等一。與二諸蕃賓客一適二殯宮一而慟哭焉。於レ是奉レ奠奏二楯節儛一。」集解に。釋云。私記云。師說今之吉志舞也。手以レ楯爲二節度一。故名。職員令集解云。雅樂寮別記云。楯臥舞十人。五人土師宿禰等。五人文忌寸等。右著レ甲並持二刀楯一。といへり。古今童蒙抄に。和舞といふは大和國より出來ける舞也。これによりてかつらき山とよめり。十二月の鎭魂の祭。大嘗會の辰日の節會の和舞を奏す。琴ひき。歌人等あり。諸社の祭にも此舞を舞ふ。春日祭の日は神主たちて舞ふといへり。むかしは物の稱をならし。歌をうたひ侍り。いまの代にはそのまねかたはかり也。又體源抄引二資忠記一云。和舞の歌は宮人を用る也」とあり。大日本史には貞觀儀式。延喜式等を引て。凡大嘗會舞者歌人各十人。著二青摺衣一。執二賢木枝一。鎭魂祭簡點侍從內舍人大舍人各四人爲二舞者一。諸社祭祀亦奏レ之」と見えたり。さて此大和舞の組織は。歌と舞を主とし。樂器を從とし。其樂器は笏拍子。橫笛。篳篥の三種なり。而して舞者は四人。歌人二人。樂器各一人にて之を奏す。天皇即位の大禮に用ひらるゝ外は。毎年十二月皇居にて行はせらるゝ鎭魂祭の式にも之を用ふ。先づ笛。篳篥の兩管音取を發し。次に歌を發し。兩管之に和し。句頭(獨唱部)の間より舞人神前に進みて舞を奏す。其舞は專ら禮拜磬折の狀をなすなり。また大和歌の調子は平調にて其旋法は律旋法なり。其歌詞に數首あれども通常用ふるところは「みやもとの。こしにさしたる。さかきをは。われとりもちて。よろつよやへん」といふ宮人の曲なり。

ヤマナカヌリ 山中塗は。工藝志料云。加賀の江沼郡山中に於て製する所の者なり。而して其の始詳ならす。工人常用の漆器を製して以て之を販賣す。安政五年(二千五百十八年)。征夷大將軍德川家定。海外の諸國と貿易の事を定む。爾來工人尋常の家什の外に時に適する諸器を製出す。是に於て其の業漸盛なり」とあり。

ヤマブシ 山伏。(シユゲムジヤを見よ)

ヤヨヒ 彌生。(ツキノトナヘを見よ)

ヤライ 矢來は。柵なり。亂入する者を追ひ遣るの義なれば。遣(ヤラヒ)と書くべし。カキの條を見よ。

ヤリ 鑓。和訓栞云。今漸兵制に槍を譯し。戈槍をかたどりて譯せり。使ふ貌をもて名くる也。俗に鑓と書は訓によりて造れる字なり。眞槍。十文字。鍵槍。管槍。鎌槍等の品あり云々。應仁。文明の比よりもはら用ふと見えたり。もと手矛より出たる物也。今も手槍と稱する物もあり。」和漢三才圖會に。鑓(倭字夜利)。按。古者有二矛戈一無レ槍。和名抄亦不レ載レ之。日本紀以レ槍訓二保古一。應仁。文明比始作レ之。或以二竹末一殺尖。炙堅多用レ之。後巧二出數品一。本不レ倣二於中華一。而製自相似乎。」本朝軍器考云。今の鑓といふものは。貞和四年十二月。住吉の合戰に。楠正行朝臣がつはもの阿間了願といひしが。柄の長さ一丈ばかりの鑓をもて。多くのかたきをつきおとしけりと。太平記に見えたるぞ其物の見えし始なると。世にはいふなれど。建武二年正月。三井寺の合戰に。土矢間より。鑓長刀出して。散々につきけるを。義貞朝臣の兵亘理新左衛門尉か。十六まで薙てすてたりといふ事も。同記に見えたり。此事住吉の合戰よりは。猶さきの事にてあるなり。建武よりさきには此物の事見る所なければ。元弘。建武の間より始まれる事は。一定なるべし。【槍隊】の事鈐錄に云く。侍槍と號して士は皆槍を持つを法と立ると信長の法にて。信玄。謙信の時はいまだなきとなり。其故は信玄。謙信の時は鐵砲いまだ盛ならす。信長の時に至て鐵砲盛になるゆへ。合戰のふり前々と替り。殊外ひどくなる鐵砲の驪合を見て。槍を持てたゝき崩すと信長の長ずる處なるゆへ。士に皆槍を持せられたるなり。長柄と云は百姓の强力なるものをすぐり。今時の鳶の者のやうなるに。三間柄を持せて敵

をたゝき崩すと。信長の手曲なるゆへ。長柄の者と云ど起れり。元來百姓を用たるゆへ。それを承傳へて。今世になりては長柄は小人に持せて。足輕より又下劣の者なり」とあり。今尙近衞騎兵の用ふる所たり。【槍の種類】三才圖會に【兩鎌鑓】即雙鉤槍。【片鎌鑓】即單鉤槍。【素鑓】素木槍。【十文字】即文叉鋼叉之屬。【𥎞鑓】即槌槍。凡鑓桿用二櫧木一爲レ上。肥州天艸之產最佳。枇杷木次レ之。梭櫚亦次レ之。」織田殿の年わかくましませしとき。小侍どもに鑓習はせ試給ひて。柄のみじかきはよからじとて。或は一丈八尺。或は二丈一尺につくり出さる。世に三間柄。三間半柄などいふは。これよりぞはじまれる。これ又古の長槍の類なるべき。異朝にも近き代より長槍といふもの見え侍り。今の鎌鑓といふものは。周の代の戈といふ物の制にすこしもかはらず。たゞし我朝の古に戈といひし物にはこと也。おもふに此物は。彼鎌槍といひけんものゝ遺れるの制にやあるらん。此物古よりある物也としるせる物も侍り（鎌鑓の事北條五代記に見えたり。此鎌といふものにも矢あれど。その四寸の距をもて。身のふせぎとする利あるがゆゑに。後の世の人又十文字をも作り出せるとしるせり）。十文字といふ物は。古の三股の鉾に似てけり。此の物は殊に近き比ほひ南都の僧より出たるなり。異朝の鏜といふ物も。もとは少林寺の棍法より出しとぞきこゆる。世の末さまになりぬれば。さらぬ僧法師も。かゝる技習ふ俗になりぬる事。我國も他の國も同じ例とぞ見えたる（南都寶藏院の住僧は。宍澤が長刀の弟子也。その後に柳生但馬守宗嚴と相議りて。此もの制り出せしといふなり）。此物。異朝の鏜鈀。馬叉などいふ物に同じといふ人あれども。鏜鈀の横股は四つの稜ありて。敵遠ければ此股に火箭かけて火をもて箭を發つ。かたき近つけは。箭をすてゝこれをさすなど見えたれば（武備志）。我國にして近き世に出來し加伎也利といふものにこそ似たれ。此外日々に新しき制ども出來て。今はことごとくに。しるすにいとまあらず。足利殿の代の末におよびて。我國の軍制やゝ又あらたまりて。東國にこそ騎戰もありけれ。なべて世は步戰を用ふるほどに。をよそ軍功を論ずるに。鑓まじふる事の一番二番などいふ事にて。その賞格を定むる事になりしかば。弓矢打物とりての高名は。あれどもなきに似たりき。異朝にも槍は藝中の王也といひたれば（少林棍法闡宗に）。彼國にも近きほとは。我國に同しき俗とこそ見えたれ。かゝりしのちは。此物軍國の要器となりて。古の儀戈などいひし物のごとく。其の人々の品位によりて。此物を執らしめて。その威儀とせらるゝ事にはなりたり。されば此國作られしはじめ。大巳貴の神の細戈千足乃國となづけ給ひたりけん。その八十萬歲のゝち。又かゝる世の俗となりける事。まことにあやしき事也とこそ覺ゆる」とあり。さて槍は武器の第一となりて。單に道具といへば槍のことゝなれり。依て武人の出行には必らず持することとなり。昔々物語云。「明曆。萬治の頃。鑓持の下馬落しと云ことばなし。今は若き衆譯をしらず。まづ昔は。家來供先下馬立作法は。先へ參る人の馬を門の方に立。二番に來る人の馬を。その次にたて。如此主人の順に立る。是に違ひたるを口取の恥とし。口論にも成し。乘物の順。その通り。扨下馬落しとは。先主人の供して。宿を出る時。主人玄關の前にて。鑓持。立たる鑓を横たへ。立人有之方へ穗先を指出す。其時。主人鑓の太刀打を取て。左の手にて。さやをはづし。穗先を改め見て。さやをはめ。入念持てといふ時。鑓持もち上ておつ立。又主人。道にて知る人に逢ひ。立ながら物語などしたる時。鑓持。又鑓の穗先下けて。主人の右の手の邊へさし出す。一日の內幾度も皆如此。是を下馬落といふ。其後主人度々我見るに及ばず。入念持と申付るは。是その鑓持。慥なる事を見屆の事也。此ゆるしを請たるは。途中にても。たゞ鑓の穗先を少し下る手じなを致して持也。近年は主人も此わけをしらず。又馬の沓打に。橋の上。細道。上り坂。がけ際。ケ樣の所にて。打替まじき也。」また嬉遊笑覽に。秋草槍の條に。古代の武士は弓矢を以て働し故。武士を弓矢取といひしなり。信長秀吉の頃より專ら槍を以て働き。一番槍を以て武功の最上とする事になりし故。槍を稱して道具といふとになりて。かりそめの出行にも身をはなたず槍をもたする事になりたる也。古は侍を弓取といふ今の侍は槍取といふべきか。槍持といふへきか。これら古今の變なりといへり（但この前文に。武雜記に。えほうし上下の時。長具足持べからずとあるを引て。鎌倉將軍より京都將軍の時代に至る迄。槍を持するを無之といへるは非なり。奇異雜談に。應仁の中頃。間主の手槍を持て供したる事みえ。守武千句に。花見に槍をもたるせたるをもみゆ。」【槍に付ての制度】和漢三才圖會に云く。凡鎗今武士外不レ許レ持レ之。雖二武家一祿二百斛以上。及諸國役人外禁レ之。如二陪臣一令二僕攜一レ之。而不レ能二直竪持一レ之。以別二分限一矣」とあり。當時侍分の士を槍一筋の主と云へり。又靑標紙に云く。一。槍。長刀柄惣朱柄惣靑貝柄虎皮鞘之事。右寬政五丑年松平隱岐守より問合。槍。長刀柄皆朱惣靑貝御制禁にも候由。且は陪臣に而も用不相成候哉。附。書面槍。長刀之義。拜領之由緒有之。爲持來候分者是迄之通。當時物好に而新規爲持候儀は難相成候。且又加納遠江守より虎皮鞘問合。附。書面虎皮鞘は遠慮可致事に可有之旨。御

附札有之。」朱柄道具之家。酒井雅樂。土井大炊。松平伊賀。御旗本に而。皆朱の槍。富永源太左衞門。朱柄長坂血鑓九郎。」一。平常三本道具は越前。薩州。仙臺。」三萬石に不足二本道具之家。增山河內。島津飛驒。鍋島丹波。本多越中。松平壹岐。土井大隅。加藤能登。三浦壹岐。」一。酒井河內守持槍朱柄御尋之事。文政九戊年三月二十一日。大目付御目付衆より酒井雅樂頭留守居。御城中へ御呼出に付罷出候處。右御兩所より御尋之趣。御徒目付御小人目付を以被申聞候者。河內守持槍朱柄之儀。嫡子之節計被爲持候哉。右朱柄之儀に付而は御伺御屆等に而も被差出候儀有之候哉之旨御尋。忠淸雅樂頭嫡子河內守持鎗之儀は。天正三亥年遠州諏訪原城責之節。地取地組宜敷及落城に候軍功有之候に付。東照宮樣より御白旗三十四流。朱柄之御長柄百本。正親雅樂助拜領仕。右の內持槍仕候儀は。忠淸雅樂頭嫡子河內守忠擧爲持候樣御沙汰も有之候當河內守儀も持槍に仕候儀何方へも御屆等者不仕候。此段御尋に付申上候」とあり。さて【槍術家】に諸派あり。武術流祖錄云。鎌寶藏院流覺禪房法印胤榮。中村派中村市右衞門尙政。高田派高田又兵衞吉次。下石派下石平右衞門三正。旅川流旅川彌右衞門政羽。無邊流大內無邊。山本無邊流山本無邊宗久。建孝流伊東紀伊守佐忠。虎尾流虎尾紋右衞門三陥。田邊流田邊八左衞門。富田流富田牛王。中根流中根一雲。打身流打身佐內。佐分利流佐分利猪之助平重隆。本間流本間勘解由左衞門。離想流石野傳一氏利。神道流飯篠若狹守盛近。樫原流樫原五郞左衞門俊重。本心鏡智流梅田木工丞治忠。一中派東梅龍軒一中。大島流大島伴六吉綱。種田流種田平間正幸。船津流內藏助流船津八郞兵衞。京僧流京僧安大夫。一旨流松本理左衞門利直。自得記流土岐山城守賴行。木下流木下淡路守利當等近世槍術家に於て。名あるものあり。各〻の傳は大日本人名辭書にあり。茲に掲げたる圖は。貞丈雜記中後三年の合戰の繪なりといふを複寫せり。

【矛】矛は上古常に用ひし兵器なり。瓊戈。茅纏之矟。廣矛。八尋矛。著鐸之矛。檜矛。また比々羅木之八尋矛などあり。本居翁曰。上代の矛は。鋒刃ある物のみにあらず。木のかぎりなるもありし。續紀十八に。鉾削と云工も見え。又古書ともに。鉾字を多く木偏に易て桙と作るも。木矛の多かりし故と思はる。されば古の木の矛は。今世に棒と云物の類にぞありけむ。但し鋒刃のあるも。木のかぎりなるも。其形はさま〳〵ありつと思しくて。廣矛など云名も見えたり。近世に夜理といふ物も即ち矛なり(古事記傳二十七の四十)といへるは。然もあるべきことなり。斯る類の矛は。今いふ竹槍などゝおなし樣なるものなるべし。軍器考云。周の禮に。戈。殳。戟。酋矛。夷矛五つの兵を。兵庫にたつ。其制も又をの〳〵異也。我朝には。矛戟二つの制のみぞありける。倭名抄には。矛又鉾にも作りて。天保古とよみ。戟あるひは干といひ。あるひは戈といふ。すべてこれを保古とよむよし。見えたり。此國の始。伊弉諾伊弉冊二柱の神。天の浮橋の上に立して。天の瓊矛を指下して。滄溟を探り給ひしに。その滴り凝りて島となれるよりぞ此大八洲をば産生せ給ひたる。されば我國の戎の器。矛といふより。ふるき物はあらじ。それよりのち。大巳貴神。此國を細戈千足の國となづけ給ひ。天孫の降らせ給ひし時。昔國平し時。杖給へる廣戈を。まゐらせられし事もありけり。彼細戈千足といふ事は。器の備りたりぬるが故也と聞えたれば。戈とだにいはんには。もろ〳〵の軍のうつはものは。その中にこそ。こもりたるらめ。神功皇后の新羅を征し給ひて。其王の門に。杖給へる矛を樹て。ながき代のしるしとなされけんも。いかさまゆゑある御事にぞあるべき。日の神天窟に入給ひし時。天の金山の銅をとりて。日矛鑄造しと聞えしは。其制々異なる物也(古事記に)。日本武尊の東夷を征し給はん時に。賜らせ給ひし。比々良木乃八尋矛といふ物は。其制いかにやありけん。四十二代の朝廷(天武天皇)。大寶二年の夏四月。秦忌寸廣庭獻二杠谷樹八尋桙根一を。伊勢大神宮に奉らしめ給ふよし。續日本紀にのせて。杠谷樹は。俗に比々良木といふよし注したれば。彼尊の賜らせ給ひし矛も。其桙根の木によりて。かくはなづけられけめ。又平鉾三股鉾などいふ物も見えたり。令の載る所を見るに。諸臣にも儀戈といふものありけり。太政大臣は四竿。左右の大臣二竿。大納言一竿。義解には儀戈といふは。平頭の戟をいふ。これを威儀に用ふるが故に儀戈とはいへり。これ必ず蓋を用ふる時。並び用ふるのみ。ひとり用ふべからずと注せり。又令に。矛稍は私の家にある事を得され共と見えたり。これ常には郡國の兵庫に藏められて。征戰の時にのぞみて。兵士に分ちあたふべき物なるが故とぞ見えたる。今も山城國靜原二宮の社にある。天武天皇の御鉾。南都正倉院にある。聖武天皇御鉾とも。今はきゝもおよばぬ物とも特に多かり。倭名抄に見えたる。天保古などいふものは。近代までもありけるにや。立惠のつくりしといふ。庭訓又壒囊抄等の中にも見えたり(いづれも手鉾としるしたり)。その外の制は。後代の物に見ゆる所なし。【鐏鐓。イシヅキ】矛槍の柄のしりに附る所のものなり。石衡の義なり。柄底の鈌なるものを鐏といひ。底平なるものを鐓といふ。禮に進レ戈者前二

其鐔。進二矛戟一者前二其敵一。など見えたり。
山城國靜原二宮社藏。天武天皇御鉾。刃長一尺二寸二分。長柄五尺三寸五分。圍四寸七分。

ヤリモチ　槍持。(ヤッコを見よ)

ユ之部

ユガケ　韘。和漢三才圖會に云。韘。音攝。韘同。和名由加介。弓掛也。按。玦古者以二象骨一爲レ之。韜二大指一也。後世添レ之以レ韋爲レ之。次三指亦韜也。今所レ用者有二數品一。皆以レ韋爲レ之。左右手五指皆韜者名二雙韜一。唯將指與二無名指一。以二色韋紋韋一。韜レ之。或云。因二源平藤橘四姓一。有二異同一。凡韘皮紫爲二禁色一。非二御免一者不レ用。本朝軍器考云。倭名抄に。毛詩の注。韘は。抉也といふを引て。由美加介とよみたり。近代の俗に。弓懸とかくはあしからず。指懸とかくは然るべからず。古の射禮に用ひられし決拾の制は。吉部秘訓に圖せし所によりて。想見つへし(これは建久一年閏十二月十日。弓場始に。民部卿藤原經房卿の用ひし本樣を。圖せられし也。其圖は別にしるしぬ)。武士の射儀に用ひし制は。歩射には。右弓懸ばかりをさし。騎射には一具弓懸をさす。但し片弓懸。諸弓懸などはいはぬ事なりし。異朝の決拾の制は。本朝の俗に謂ふ所には同じからず。周の禮に朱極三といふ事あり。朱革をもて。食指。將指。無名指の三つにかけて。大指には象の骨にて作れる弦をかけて。弓引べき物をかく。すべてこれを決とはいふ也。今も朝鮮の人の韘などは。此遺れる制とみえけり。拾といふ物の事は。下の鞆弓小手等の條を通し見るへし。古の武士は。馬に乘る程ならむには。必ずゆがけをさす。其代には。馬の上にて弓もたぬ人をば。おかしき事にいひしほどに。もしみづからもたざらんには。必す人にもたせて具しけりとぞ。ふるき物にはしるせる。武士のゆがけに縫ふ革も。錦革。又は何色にもあれ。無文の革をば用ひず。指を續くといふ事もなかりしに。鎌倉殿富士野に狩し給ひし時。大指とくすしゆびの革に。弦つよくあたりて。やぶれしをつぎ給ひしかば。時の人これに倣ひて。くすしゆびと。たけたかゆびを。二つ續きたりしより始れるとぞいひ傳へたる(高忠聞書)。それも始は。とも革にてこそつぎけれ。異革にて續く事は。後代の事にてある。されば。晴時。指續たるを用ふべからずと。古人は申しき。又流鏑馬の時には。手袋といふべし。弓懸とは。いふべからさるよし。これも古人は申傳へ侍り。貞丈雜記云。ゆがけのゆびをつぐべからずと云は。色のかわりたる別の革にてつがぬと云事也。同し色のともかわにてつぐ也。ゆびをばつかればならぬ物也。ゆびを別の色革にてつぐを本式也と心得たる人も有。あやまり也。こと革にてゆびをつくましき由。射手具足秘傳に見えたり。左手にも右手にもさすゆかけを。一具ゆかけとは云へからず。ゆかけ一具と云べし。弓馬秘説にあり。又もろゆかけといふへし。右の手ばかりにさすは。的ゆがけと云へし。もろゆがけは馬上にさす也。騎射に用也。馬よりおりてかちだちにて射る時は。左ゆかけをはぬく也。是法也。馬上にては手綱をとる故。兩手にさす也。的ゆかけをかた〳〵ゆかけとも云。今時おし手かけと名付て。左ゆかけかけて。的射る人ありあやまり也。ゆかけを。手袋といふ事。やぶさめの時にかきりたる事也。弓馬故實に見えたり(やぶさめに限らす。鎌倉時代には手袋と云。東鑑の文末にあり)。軍用記云。ゆがけにぬふまじき革の事。にしき革。又何にてもあれ。無紋のかわ也。別の革にて指をつぐとも不可用之。又鹿の丸のかわ不用之。ゆがけの指を別の革にてつぐ事略儀也。おなし革にてつぐべし。緒も別の革にてするは略儀なり。ゆがけの手の甲に。家の紋付る事。常にはなき事なり。軍陣の時には家の紋付る也。ゆがけは右よりさして。左よりとるべし。軍陣の時。韘の緒の留樣の事。緒を(一卷まきて上より)引通して結てあとへもどして(二卷まとひて)。又上より引通して結て。手の甲の方へ廻して。上より通して結てあまりを三つに折ひねりておしかふべし。右ゆがけは卷初に右の方へ廻し。左韘は左の方へ廻して卷也。引通す所々にて結ふ事。手の甲にてとむる事。軍陣の時に限たる事也。右小笠原流の留樣也。又同緒のとめ樣の事。くる〳〵と三卷まとひて。緒の餘りを三卷へ。上より下へ通してむすばすして。緒のあまりを二つに折てむかふへひねりたるを。二つに折て其折めを三卷の下へをしはさみて置なり。右武田流なり(武田と小笠原は。元來兄弟の家なる故。弓馬の故實兩家かわることなし。相違ある事は。犬追物三矢の矢沙汰の事。やふさめの矢の出しやうの事。弓袋のこと。ゆかけの緒のとめやうの事。右四色ならでは違ふことなし。此の外に違ひたることあらば。一方の覺えちかひなるべし云々。右兩家ゆがけのをとめやう色々有之。然れども此の條には軍陣のゆがけの緒の事ばかり之れをしるす)。軍器考に

云く。和名抄に。䩭の外に。又射韝の字を出して。說文の射臂沓也といふ說を引て。和名多末岐。一にいはく小手也と注しければ。䩭と韝とは。其用は同じけれども。其制は異なる物也。さらば又鞆。すなはち弓小手也といふ說も。いかゞあるべき。說文を按するに。韝は古人以レ韋韜レ袖取二其便一執レ事也とあれば。和名抄に見えし射韝。一云小手也と云ふ物は。すなはち俗云ふ小手といふ物なるべし。韝字。訓て太沼岐とも云ふ。舊事記に饒速日尊の弓矢手貫など見えし。其手貫と云ふ物。即ち此物なるべし。さらば。今の弓小手と云ふ物。神の世よりの遺制とぞ見えたる。世にいはゆる弓小手は。騎射の時にさす事也。其制は。精好に裏打たるを本とす。或は絹すゝしなどを用ひし事もあり。緒は。菖蒲草二條を用ふ。指懸の緒あり(又指ぬきともいふなり)。又籠小手とて。綿入れたるを。宿老の人なとは。冬の比小袖の上にさす事もある也。又籠手とはかくへからざる事にや。ふるきものには。皆小手とこそ見えたれ。貞丈雜記に。【三つ懸四つ懸ゆかけ】の事。細川玄旨弓馬聞書(慶長八年記されたる也)云。ゆがけを四つかけに射る事。射手の習當流になし。又三つゆかけと申事。御存知なく候。五つゆかけ本也とみゆ(玄旨の比はや三つがけ。四つかけの稱ありし也。ぼうし堅くなりしは。差矢始りて後のと也)。又ゆかけ皮卷ふすべ也。うつら卷水卷紺紫丈高指くすし指を、紫皮にてつぐ也。紋は不レ付軍陣卷ふすべ紺指紫家の紋を付る。署義はくろ革。こうじ皮。ふすべ革。無紋也。ひも友皮也。無紋とは無地也。指も友皮也。紫をひも指つぐに用ると云は不淨をのぞかん爲に用ると也とあり。【䩭】は弓小手なり。和漢三才圖會に云く。䩭。音韝。和名多末岐。一云。小手。又云和名止毛。日本紀用二鞆字一。字彙云。䩭捍也。射用韜二左臂一以利レ弦者也。韋爲レ之。」拾即射韝字也。今官文書借爲二數目字一。古人常用以捍レ臂。所二以便一作レ事也。不二獨射之時爲一レ然。」【鷹韝】(和名太加太沼岐)。使レ鷹人所レ用。以使二臂不一レ傷也。」【旅捍】(太比由古天)。以二木綿一爲レ之。自二肩臂一至二五指一裹レ之。以避二寒暑一。近頃自二中華一所レ來旅捍。以二木綿綱絲一織爲レ之。縮伸任レ意不レ拘二肥痩一。呼曰二女利夜須一と和漢三才圖會にあり。

ユカタ　浴衣は。湯帷子の略稱也。浴みしてあかりたる後に着る所の單衣なり。今木綿の單衣をゆかたといふは。湯上り衣の謂なり。また湯上りには湯卷といふものあり。尙湯卷の條を見るべし。

ユキ　靫は。軍器考に云く。日神背に負給ひし。千箭靫。五百箭靫。饒速日命の天表とせし歩靫。天孫の降り給ふ時。諸部の神負れし磐靫など。皆神の代に聞えし物ともなり。延喜式に見えし神寶の中に。姬靫。蒲靫。草靫等の制詳に見えたり。神代の遺れる制にぞあるべき。姬靫の長さ二尺四寸。上の廣さ六寸。下の廣さ四寸五分。矢刺の口方二寸九分。檜木をもて作り。錦をもて表に黏し。緋の帛を裏につく。緒を着る事四所。紫革の長さ一尺。廣さ一寸三分なるを緒とす。蒲靫の長さ二尺。上廣四寸五分。下廣四寸。これも檜にて作り。蒲を編て表につけ。鹿皮をもて頂につけ。丹をもてうらに繪かく。緒は長さ二尺。廣一寸の紫革を用ゆ。草靫の長さ一尺八寸。上の廣さ四寸五分。下の廣さ一寸八分。調布を黏て。黑漆をもて塗り。緒つくる事。上に同じ。其まさしき物は見れど。過し比大神宮に進らせられし物の圖をば見つ。其繪かきし所誤れるにや。式に見えし所に併せ考ふるに。疑はしき事どもあり。後南都に赴きし時。法隆寺にある所の上宮太子の靫。大安寺にある所の神功皇后の御靫と云ふ物を見しに。是等は皆々式に見えし所の制相合へり。大安寺の物は。蒲柳を編て作れる也。これは式に見えし蒲靫など云物にや(左氏傳に。董澤之蒲とあるも。水草にはあらず。蒲柳也。蒲柳は。和名抄に。夜奈木と云物なり)。法隆寺の物は。桐木を以て作れり。織物の類を黏せしが。剝落せしとも見えず。緒を着くる所々に。綠靑を以て葉の形のごとくなる物を彩畫しが。のこりとゞまれり。世には。今もある胡籙すなはち此物の遺制也といふにや。されど和名抄には。靫をば。由岐と注し。釋名の歩人帶ぶる所を靫といふ。箭をもて其中に叉する也といふ說を引き。又箙をば。夜奈久比(參看)と注して。周禮の注に。箙は矢を盛る器也。唐令に。胡籙二字を用ふ。廣韻に箶簏は箭室也といふ說を引て。靫と箙とのふたつを分ち出せり。古の靫を見るに。其制自ら同じからずとあり。エビラの條參看すべし。

ユキ　雪は。空氣中の水分未だ液體とならざる前に。氷點以下に冷却せられ。結晶して落ち來るもの即ち雪なり。雪の降下する狀況は雨に異ならず。然れども其始めは細小なる核質か寒冷なる氣層を通過して。地面に達する迄に漸次其大さを增すものなり。又水滴の氣層を通過するに當り。其儘凝結して落ち來るものあり。之を霰と稱す。雪。霰の降下するは氣溫氷點內外に降る地方及其時期に限ると雖。高所にては終歲雪を戴き。夏季に於ても屢々雪霰の降下することあるを觀れば。我國の如き溫暖なる所にては。地面に達するまでに溶解すること多く。其現象は寒冷期節に限らるゝなり。然れとも冬季にありては南西諸島を除く外(臺灣の北部高山には雪積り。平地には霰降ることあり)。全國を通して雪を觀ざる所なく。北海道に於ては盛夏一。二ヶ月を除けば全年を通して雪霰の降下夥しく其積雪量も

亦尠なからず。北越地方にありては四米(一丈三尺)を越ゆることあり。雪片を顯微鏡下に照して窺ふときは。其の形甚だ美麗なる結晶體をなし。又種々の奇形を存するを認むべしと雖。普通之を二種に區別す。一は扁面形に主軸ありて之に支軸を有し星形を爲す。二は柱形にして三角柱若くは三角の直錐體を爲す。而して其最多きは前者にありて。後者は却て少し。又雪は其色純白なれど時として紅色。綠色。金色の物を見る。此等の色素は皆微生物の混交するが爲め遂に呈色するに至るものと知らるゝなり(中川源三郎著天氣豫報論抄)。

【雪見】雪のふりたる景色を眺望して賞翫することなり。嬉遊笑覽云。雪の詠めは月花をもかれて。須臾の程に白たへならぬ隈もなく。おもしろきながめにはあんなれど。北風はげしく吹て。手足こゞゆるはたへがたく。往來も自由ならず。晴て後。消かゝりて穢げなるはさらにもいはず。路次のぬかりは日數經れ共。かはきかたきなどを思へば。月花にたぐふべきにあらず。雪のふる日は寒くこそあれとは。すなほなることぞかし。こは下ざまのとにて。やむとなきあたりにはとなる詠めと興し給ふにこそ。又さらぬも酒のむ人と。兒童とは寒さをも恐れず。いたく降つむをよろこぶも多かるべし。歐陽子が乃知一雪萬人喜といへるは。雪爲二五穀之精一といへるに據て。豐年をおもふことなれは。其意異なり。公事根源曰。昔初雪のふる日。群臣參内し侍るを【初雪の見參】と申也。桓武天皇延曆十一年十一月より始る。初雪にかぎらず。深雪の時は。必諸陣見參をとる也。此事絕て久しと云々。いにしへは初雪の日を暦にしるしたるにや。紫式部家集。こよみには初雪ふるとかきたる日。目にちかき日野のたけといふ山雪。いとふかく見やらるれば。「こゝにかくひのゝ杉村うつむ雪。をしほの山に色やまかへる」とあり。【雪にて岩を作ること】萬葉集(十九)。天平勝寶三年正月三日。内藏忌寸繩麿の舘に。宴樂の時の歌に。積レ雪彫成重巖之起(節信云。起恐勢誤)。奇巧彩二發草樹之花一。屬此椽久米朝臣廣繩作二歌一首一。「奈泥之故波秋咲物乎君宅之。雪巖爾左家里祁流可母。」遊行女婦蒲生娘子歌一首。「雪島巖爾殖有奈泥之故波千世爾開奴可君之挿頭爾」(雪の岩に花を彩り作るとあるは。作り花を立る也)。【雪の山】は。淸少納言物のあはれしらせがほなる物の條。しはすの十よ日のほどに。雪のいとたかうふりたるを。女房どもなどして。ものゝふたにいれつゝ。いとおほくおくを。おなじくは庭にまとの山を作らせ侍らんとて。さふらひめしておほせとにていへば。あつまりて作るに。殿守司の人にて御きよめに參りたるなども。みなよりてたかく作りなす宮つかさなど參り集りて。ことくはへとにつくれば。所のしう三四人まいりたる。殿守司の人も二十人ばかりになりにけり。里なるさふらひめしにつかはしなどす。けふ此山つくる人にはろく給はすべし云々。いかにとゝはせ給へば。む月の十五日までさふらひなんと申す云々。(その山大なるを思ふべし。又其續きに)。その山作りたる日。式部ぞうたゝたか御使にてまいりたれば。しとれさし出し物などいふに。けふの雪山つくらせ給はぬ所なんなき。御前のつほにも作らせ給へり。春宮弘徽殿にもつくらせ給へり。京極殿にも造らせ給へりなといへば「こゝにのみめづらしとみる雪の山。ところ〳〵にふりにけるかな」。源氏(朝貌)。女の童の雪まろばす處。いとおほうまろはさむと。ふくつけがれども。えもおしうごかさでわぶめり。かたへは東のつまなどに出ゐて。心もとなけにわらふ。一とせ中宮のおまへに。雪の山作られたりし。よにふりたる雪なれど。猶めづらしくも。はかなき事をしなし給へりしが。禁秘御抄雪山條(上略)。凡此事古不レ見。自二中古一事也。事始文略。一條院御時以後也。淸少納言記在二其仔細一。初雪見參。近代絕畢。初雪日。仰二六位藏人一。令二取見參一。藏人束帶或宿衣。召二朝餉一仰レ之。内侍傳仰。藏人進見參。給レ祿。内藏寮絹。大藏雀布也。また雪山のこと。榮花(晚待呈)などにもみゆ。河海抄に。雪山。伏見院永仁の頃まであり。また同書に。雪圖。村上帝御宇。應和三年閏十二月二十日。令右衞門志飛鳥部常則堆雪作蓬萊山とあり。諸家記錄に出つ。藏人頭奉行として。沙汰するなり云々。

【雪佛。雪ころばし】新拾遺集。十七釋教。雪にて丈六のほとけを作り奉りて。供養すとてよめり。贍西上人「いにしへの鶴の林のみゆきかと。おもひとくにぞ哀れなりけり」。俳諧には犬子集「すへりては人も雪ころはかし哉」。寬永七霜月晦日。西御門跡遠行の明「御門跡西からはとちへゆき佛」。已上二句共に貞德の句也。季吟獨吟「所またら雪ころばかしおり立て。作る達磨もそれとみわかず」。(今は雪ころがし。雪ころばし。猶はぶきては雪こかしとも云ど。古き俳諧は皆雪ころはかしと云り)。又雪丸けは(今雪丸めと云なり)。續山井に「餅の皮むくとやいはむ雪丸け。伊賀上野蟬吟」。曾我物語。おくのゝ狩かしはか峠にて。たきくちの太郎。大石を谷へおし落しければ。すまふの條に。みしまの入道しやうけん。石ころはかしのたきぐちどのと。あひざはのや五郎どの。出てとり給へり云々。東京夢華錄十二月の條に。此月雖レ無二節序一。而豪貴之家。遇レ雪即開レ筵。塑レ雪獅裝雪燈。以會二親舊一。この灯籠はいかやうに作るにかあらむ。今わらんへの作るは。雪を丸くつくれて。石灯籠の火ぶくろの如く。横に穴をほり。灯心のふときを一筋。油に漬し。中に入て火を點せ

ば。よくともる。もし灯心多く。火のつよければ。雪解て火ともらぬなり。安布亘加須に「あらおそろしとやくるなりけり。雪道と何と分こしすれならん」とあるは。雪やけと付たるなり。霜やけ。雪やけともに瘃といふべし。瘃は和名抄漢書音義云。瘃(陟玉反。和名比美。辨色立成云。之毛久知)。手足中レ寒作レ瘡也とあり。蜻蛉日記。霜くちまじなはんとて。さはぐもいとあはれなり。契沖云。しもくちは俗に霜ばれといふ。霜くちの出來るものは。初霜を手足にぬれば。はれずといへば。しかするをまじなふといへり。【雪女】俳諧傀子(九)。「先ふるは雪女もや北のかた」。(作者不知、)。「見られぬや山のおく樣ゆき女。重供」。續山井「目に見ぬや是もはせをの雪女。黑米」。「雲となり雨となる身か雪女。圓宅」。「有といへどみぬは貞女か雪女。丘貞」。續五元集「川むかひ獨りさめたる[illegible]寶。雪女には帶が黑くて」。【雪こんこ】徒然草(百八十一)。ふれ〳〵こ雪たんばのこゆきといふ事。よねつきふるひたるに似たれば。粉雪といふ。たまれこゆきといふべきを。あやまりてたんばのとはいふなり。かきや木のまたにとうたふべしと。ある物しり申き。昔よりいひけるにや。鳥羽院おさなくおはしまして。雪のふるにかく仰られけるよし。讃岐のすけが日記に書たりと有。後世この歌石臼など挽にうたふにや。壺のいしふみに。此ごろのならひ。二上りたんぜんしのびこま。みなねたけたる音云々。ふれ〳〵粉雪。たまれこ雪。垣や木のまたにと。よねふるひ歌に云ふには遙かにおとりて。あさましといへり)。今小兒が雪こん〳〵といふをのもとなり(雪をいふより雨こん〳〵ともいふは。ます〳〵うつりてその義をなさず)。堀河百首題狂歌。よみ人不知「ゑのこさへ御寺の垣にふり溜る。嬉しかりける雪やこう〳〵」。一休噺(四)。雪やこんこ。あられやこんこ。お寺の柿木にふりやつもれこんこ。俳諧には。寛永發句帳。「雪こんこたまれこんこやしろ狐」。また犬子集に於丹州(休甫)。「つれ〳〵なすさむたんばの粉雪哉」。嘉多言(慶安三年刻)。わらはべにて侍しをり。親たちのせいし給ふも聞いれずして。雪こう〳〵と。庭に出つゝ。そほれあそべりし云々。佐夜中山集。「たまれ粉雪丹波いかきの目いつはい」。續山井「あすはさぞ雪こんこ今夜さよしぐれ」。又古き前句付に(雨よりはまし〳〵)。「人ぎれは阿部の童子の妹も來ず。」こは雪こん〳〵を隱していへるなり。【雪打】禁秘御抄子に。瀧口相具衛士及所夫。上殿上舍。於レ棟抛レ雪。所衆作二雪山一。この雪抛は屋のうへの雪をおろして。山作る料とするなり。犬子集「雪打やさながら春の花いくさ」。安布亘加須「子供やおもふまゝに狂はむ。縦橋を廣くかけたる雪打に」。佐夜中山集。「雪礫うつ子や五ッ六ッの花」。五元集「雪うちやゝり手をかへす小忌衣」。聯珠詩格方南山の詩。自二緣着二得重裘煖一。戲拾二庭前雪一打レ人。源氏(浮舟)。わらはへの雪あそびしたるけはひのやうにぞ震ひあがりける(以上嬉遊笑覽)とあり。

ユキダフレ 行倒は。行旅死病人なり。其の取扱方。大寶捕亡令に。凡有二死人一。不レ知二姓名家屬一者。經二隨近官司一。推究(謂有二死人一。不レ知二姓名家屬一。官司審推二究其論緒一也)。當界藏埋。立二膀於上一。書二其形狀一。以訪二家屬一。(謂於二藏埋上一。立二標膀一。記二狀齒老幼及其物色一。令二行路看一。訪二其家屬一)徳川幕府の取扱向ひの觸書中。變死人。迷子等の事をも合せあれば。之れまた玆に合せ載す。德川禁令考云。享保十巳年。倒死病人等の儀に付町觸。倒死病人水死其外異死迷子等有之節は。所より訴出次第。年頃幷衣服等の品認。自今芝口町河岸に七日の内札建置候條。心當り有之ものは右札場へ罷越。文言を見候て。其親類由緒のものにて病人或死骸引取度と存候もの。又は怪敷儀も有之。吟味願度存候ものは。札建置候奉行へ可訴出候。右の趣町中可觸知者也。」芝口町河岸建札文言の事。去る幾日何方に歲頃何歲計衣類何を著し。倒死。病人。水死。異死。迷子。首縊。自害有之候間。心當り候ものは。誰方へ早々可申出候。月日。」南は品川より長峰六間茶屋町限。」西は代々木村上落合村板橋村。」北は下板橋村王子川尾久川通限。」東は木下川村川通中川通八郎右衛門新田村限。右場所之内に候はゝ。無宿非人之外は札建可申候。」元文三年三月中。町奉行大岡越前守伺に。右建札の內。首縊自害人の儀。芝口町河岸高札御定に無之候間。札建候には及申間敷候哉。奉伺候以上。午三月大岡越前守。」右享保十一午年三月。總而死骸を尋來候ため之札に候間。見分次第。無宿非人之外は。首縊自害人共に。札建候樣に可致御下知。」明和九年正月廿四日の觸書に。御代官所當分御預所村々にて行倒死人有之節者。一件相糺候趣を以。是迄被相伺候得共。引取人を始。所々のもの共難儀の筋に候間。以來病死無紛引取人有之外に怪敷儀も不相聞分者不及伺。吟味相決次第。死骸引渡證文取之。其旨可被相届候。」病死人引取も無之。何方のものに候哉。不相知分は死骸假埋に致置。人相年齡着服並相果居候始末。月日等委細に認。村外れ往還端抔に建札いたし置。其旨を可被相伺候。右之外子細有之分者。是迄の通可被相伺事に候間。心得違無之樣可被心得候已上。」また寬政百ヶ條中に。文化未年正月。行倒死人取扱方達書。明和八卯年總御代官へ連名奉書に行倒人以來病死に無紛。引取人有之。外に怪敷儀も不相聞分者伺に不及。吟味相決次第死骸者引渡證文取之其旨可被相届候。」御代官御預所役人差出候行倒人相果候も

の取計伺之儀。非人體と相見へ候趣。伺之分建札に不及。取片付の積。付札下知も有之。又は非人體と有之候而も不決。見込を以定例之通建札之積及差圖候も有之。是迄區々に成行候。然る處札掛場之内之行倒人分者申出次第。右體之無差別掛札爲致來候間。以來者非人體之ものに而も急度野非人無宿と決定いたし候には無之事故。伺之文段に不拘。一同定例之通建札爲致候樣下知書認候事。」天明七未年七月内寄合に而極。行倒又者變死之者名住所不相知尋來もの無之節。建札之儀。掛札場之分者。在方に建置札も。日數七日に而取除。掛札場に無之分は六箇月相立取除候事。右之通前々より取計來候。以來共區々に不成樣可取調事。」行倒之もの所持之金錢以來者不依多少に。葬寺院へ被爲取候趣。可致下知事。但格別多分之金錢者。衆議之上可極事。武器等は沒官之。右之通候處。文化八未年御代官へ達書左之通。」支配所内行倒死人有之節之儀。他支配他領之ものに而も。全病死に無紛。怪敷筋無之分者。立會撿使に不及。役人より其ものゝ在所親類村役人爲掛合。存寄相糺候上。其所に葬候とも□□□候積り可被取計候。右者是迄心得方區々の儀も有之候に付。牧備前守殿へ伺之上申達候。尤聊に而も疵所有之か。心障之品有之候は。立會撿使之積。可被相心得候以上。」弘化元辰年三月。倒死人。水死人。迷子等引取方の儀町觸。」倒死病人水死其外迷子等有之節。其所より訴出次第。年頃並衣服等之品認め。自今芝口町河岸に。七日之内札建置候條。心當り之者は右札場へ罷越。文言を見候而其親類由緒之者に而。病人或は死骸引取度と存候者。又は怪敷儀も有之。吟味願度と存候者は。札建置候奉行所へ可訴出候。右之通享保度相觸置候處。近來奉行所へ申出候者も少く。自然年暦を經る事故。不辨之者も有之儀と申聞候に付。猶此度觸示候條。此旨町中不洩樣可觸知もの也とあり。又青標紙に。煩候旅人を宿送り致候告之事。煩候旅人療養を不爲致。其上宿次に送出候に於ては旅籠屋所拂。問屋役義取上。年寄重き過料。從前之通。但脇道にて問屋於無之は名主役義取上とあり。變死其外取扱かた。「斃者」右者行倒者。頓死は其所に差置不動。番人附置。療治等加へ可申候。氣遣數無之病人は辻番所へ引取可致介抱候。男女之譯。帶刀。壹本指。無刀。無宿躰之趣御屆書に可書載。委敷認候ては不宜候。撿使之節御屆書と相違有之ては。見分濟不申候。依之委細に御屆書認候は懸敷候事。但下水内共に辻番廻り場持に候へ共。是は其町々に申合も有之事。」倒死竝捨物病人等有之を。不訴出者御仕置之事。」倒死竝捨物有之を。抑隱不訴出は。店借借地家主五人組名主過料可申付。但家主名主五貫文宛。五人組は三貫文可申付。於不存は一同無構。尤在町共。」變死及手負病人等。隱置不訴出。隣町へ於送遣は。店借借地家主共過料五貫文。五人組三貫文。名主役儀取上。過料五貫文可申付。」町人自害自縊之事。町人下女借屋人之者。自害自縊の事。自害自縊人之儀申來。撿使を望申候はゝ。兩番所より同心二人可遣。銘々口書を取。其赴言上帳に付置せ。申分無之撿使不望時者不遣之。」變死人内證葬之事。變死の者内證にて葬候寺院五十日遠塞。」座當之事。座當之事自縊自害。其外諍論仕。番所へ訴候はゝ。則岩船撿校所へ右の町の者に屆させ。其上にて兩番所より撿使を遣し。岩船者と立合改候事(古今制度變事取計)。以上徳川氏のころ。行倒變死人迷子等の取扱なり。又リヨカウの部に之に關聯する規則を出せり。參看すべし。明治革新の後。道路取締向きは。司法警察の管する所となり。其取扱方は。警察官專ら之を處置する所となれり。

ユキヘ　靫負は。貞丈雜記に云く。靫負と書てゆげいとよむ也。ゆきゑとよむは誤なり。ゆきおひと云事を畧してゆげいと云也。靫負とは左衞門。右衞門の異名也。左右衞門は弓矢を帶して。禁裏の御門を守る役也。靫は矢を入る物也。靫を負ふ役なる故。靫負佐靫負尉などゝ云也。猶エモムフを見よ。

ユギヤウハ　遊行派。(ブツケウを見よ)

ユグ　湯具。(ユマキを見よ)

ユゴテ　弓小手。(ユガケを見よ)

ユサハリ　鞦韆。又罥索。ゆさはり。ぶらんこ。和名鈔に。古今藝術圖云。鞦韆(秋遷二音。由佐波利)。以二綵繩一懸二空中一以爲レ戲也と見えたり。狩谷氏云。劉孝孫事姑引。作下以二綵繩一懸レ樹立レ架爲上レ之。按經國集。載二嵯峨天皇鞦韆篇一首。滋野貞主奉和一首一。又按。徐鉉說文新修字義云。詞人高無際作二鞦韆賦序一云。漢武帝後庭之戲也。本千秋。祝壽之詞也。語偽轉爲二秋千一。後人不レ本二其意一。乃造二此字一。非二皮革所上レ爲云々。」これに由て見れば。もと秋千なるべし。荊楚歲時記にも春節以二長繩一懸二高木一。士女袨服。坐二其上一推二引之一。名云二秋千一。楚俗曰二之施鉤一と見え。天寶遺事にも。宮女鞦韆の戲をなす。明皇呼て半仙戲となすといへり。これもと山戎の戲れを學びしものなり。今玆にもなすブラムコといふもの是なり。

ユシユツニフ　輸出入。(グワイコクボウエキを見よ)

ユスルツキ　泔器。又泔坏とも書く。鬢水を盛る器なり。古くは土器なり。後世木器に漆し。また銀にても製せり。類聚雜要鈔云。臺五葉角を入る。足高さ七寸五分。内面厚さ六分。土居厚さ三分。牙象腰(キザゴシ)向弘さ一寸六分。同手前長三寸(自レ角

定)。面敷物小文の唐錦。同表臥組二丈三尺。上卷五ッ垂也。又云。泔坏銀塗レ黄(金をやき付る也)。口徑り四寸八分。同高さ二寸三分。內尻三分。同蓋口徑五寸八分。同高五分。同尻埦弘さ五寸八分。高さ六分。尻高さ五分云々。和訓栞に。ゆするつき。花鳥餘情に泔器をよめり。元服の時など用らるゝ物也。沐の坏の義。土器に米汁を入也。新古今集に。びんかきて出けるゆするつきの水と見えたり。河海に湯汁坏とも見ゆ」とあり。(ヅシダナ參看)

ユタム 油單。貞丈雜記に云く。輿などにも唐櫃などにも掛る覆ひ也。本は雨をふせぐ爲に布の單に油を引く故。油單といふ也。後にはそれになぞらへて。油を引ざるをもゆたんと云也。走衆故實に。一番御物(ゆたん赤段子に桐の丸を縫)。又御參內の儀式云。御物十荷。唐櫃のゆたんかけて左右を行也云々。是等は油を引たる物にはあらず。淸少納言枕草紙(はるかなる物と云部に)。まさひろと云人。禁中にて燈臺の油をさすとて。燈臺の下に敷たるゆたんの端をふみたれば。新らしきゆたんなれば。あぶらけあるゆへ。したうづにとりつきたるをしらずして。ゆたんを引ずりてありきて。人にわらわれし事見えたり。此ゆたんは布に油を引たる也。たゝみに油をこぼすまじき爲に。燈臺の下にゆたんをこしらへてしかるゝ也。倚アマカハの部を見よ。

ユドノ 湯殿。(フロ及セムトウを見よ)

ユナ 湯女。(ミツバイヰム。シヤウギ。セムトウを見よ)

ユバ 湯葉。(トウフを見よ)

ユハタオビ 結肌帶。和事始云。婦人懷妊の時。腹にする帶の事也。何時始るにや。神功皇后三韓に赴き玉ふ御時。懷胎に當り玉ひし故。石を取て腰に挿玉ふ事あり。是結肌帶の濫觴ならんか。源氏物語やどり木の卷に。いとはづかしとおぼしつる腰のしるしとあるも。此事也とかや。しかれば其始久しき事なるべし。もろこしにはさのみ沙汰なき事にや。多くの醫書の中にも見え侍らず。たまく奚囊便方の第六卷に此事出たり。しかれ共。人毎にする事にてもあらさると見ゆ。」貞丈雜記に云。懷妊の婦人。着帶の祝の時は。其婦人の夫。自身帶を取て結ふ事古例也。東鑑卷之十二。建久三年(壬子)四月二日の條に。申尅。御臺所御着帶。御加持は安樂房阿闍梨。御驗者顯學房也。武藏守義信妻御帶持參す。幕下令レ奉レ結レ之給とあり(幕下は賴朝をさして云)。簾中舊記に云く。御產所の事上さまの大上臈をはしめ。御女房衆御みやつかへ候御帶。御いはひには。つれの御所にて三の御さかつきまゐり候。御所さま御帶ぢきに參らせられ候云々(是は室町將軍の時の事也。上さまとは御臺所を云。御所さまは將軍を云)。又云。御てかけのたゞもなきは。御所さまの大上臈御帶參らせ候歟云々(たゞもなきとは懷妊を云也)。御妾懷妊の時は。將軍御自身は帶を結ひ給はず。御名代として將軍の御方の大上臈。帶をむすひて參らせらるゝなり。」姙婦の腹帶をゆはだ帶と云。結肌帶といふ事を略してゆはだ帶と云也。(東鑑卷二。治承六年三月九日己卯。御臺所御着帶也。千葉介常胤之妻。依二殊仰一。以二孫子小太郎胤政一爲レ使。献二御帶一。武衞奉レ令レ結レ之給。丹後局侯二陪膳一)。今の俗。妊娠五ヶ月の戌の日を擇で。產婆をして帶をなさしむ。又鹽竈神社より木綿の帶を借り來り。之を結び。安產の後。新しき木綿布を添へて之を返し參らするの風あり。古は五ヶ月に限らすと見え。園大曆に云。貞和三年二月廿日。戌の一點。若

帶。今月七ケ月とあり。

ユバハジメ　弓場始は。年の初に弓射る式なり。後に秋又は冬を用ひし事あり。又射場始(シヤジユツを參看)とも云ふ。大日本史云。大射。不レ詳二其所一レ始。清寧帝四年九月。御二射殿一。詔二百寮蕃使一射。賜レ物有レ差。孝德天智朝。又命二羣臣一射。自二天武帝時一。竟爲二恒例一。以二正月十七日一行レ之。平城帝時。改用二九月九日一。至二嵯峨帝弘仁二年一。復用二正月十七日一(日本書紀。類聚國史。公事根源)。謂二之大射一。射場。天武朝多以二西門南門一。桓武朝多以二朝堂院馬埒殿一。自二弘仁一以後。多以二豐樂院建禮門一。天子親臨觀焉。元明聖武廢帝光仁朝。每有二蕃國使一。必詔預二射列一(類聚國史)。凡行二大射一前月二十日。兵部省點二親王以下五位以上三十人一。前二日簡二善射者二十人一。於二省南門射場一調習。其諸衞射手。本府簡定。作レ簿移レ省各有レ數(延喜式)。至二後世一。或正月闕。則以二三月一行レ之。日用二十三日一(日本紀畧。公事根源)。仁明帝承和元年。從二兵部省請一。以二國造田二十町稅一。充二親王以下五位以上。調習內射之資一(續日本後紀)。初文武帝時。定二大射祿法一。親王二品。諸王臣二位。一箭中內院。賜二布三十端。三品四品三位二十五端。四位二十端。五位十六端。六位七位八端。八位初位五端一。其中中院外院。裁減各有レ差。延喜制レ式。亦遵二此法一而斟二酌之一(續日本紀。延喜式)。又有二賭射。騎射。射場始一(公事根源)。(賭射の事ノリユミ。及シヤジユツの條にあり)。射場始。不レ詳二其始一。以二十月五日一行レ之。前二日衞門府築二射堋一。至レ期天子臨觀。公卿以下衣冠而射(公事根源)。其他臨時射甚衆。不レ能レ紀(類聚國史)。初大同中。從五位下伴宿禰和武多麻呂傳二射禮一。至二承和中一。從四位下紀朝臣眞道亦以二此法名家一。後生武士竟以二二家一爲レ宗(續日本後紀)。凡射事。當時以レ是講レ武。而後世終爲二文具一矣。公事根源云賭弓(正月十八日)。是は天子弓場殿にのぞみて。弓を御覽するなり。仲春に弓をみる事は。禮記などにも侍るにや。堋をつき的をかけて。左右近衞左右兵衞四府の舍人ともに射侍なり。左右の大將射手を奏せらる。勝の方はまけの方に罰酒をおこなふ。又勝の方は舞樂を奏す。大かた近衞の管領にてあれば。事はてゝ後。大將射手に饗をたぶ。是をかへりあるじといふなり。かへりあるじ行はぬ大將は左右なく參內せぬ事にて。度々の召につきてまゐるとかや。又殿上の賭弓とて。臨時に弓を御覽する事有。それは殿上の侍臣どもの射侍るなり。古今著聞集に。寬治八年八月三日。瀧口大極殿にて賭弓事有けり。前の方は退紅の獨衣をそきたりける。うしろは心にまかせたりけり。故人等も催し有ければ。公淸卿等衣冠にて參たりけり。七双はてゝ虎皮をかけ物にて。一度射させられたりけるに。あたらざりけり。本意なかりける事也。頼光朝臣の郎等。季武が從者究竟の物有けり。季武第一の手きゝにて。さげはりをもはづさず。射ける物也けり。件の從者季武にいひけるは。さげはりを射給ふ共。此男が三段斗のきておちたらんをば。え射給はじといひけるを。季武やすからぬ事いふやつかなと思ひて。あらがひてけり。若射はづしぬる物ならば。汝がほしく思はん物を。所望にしたがひてあたふべしと定めて。おのれはいかにといへば。是は命を參らするうへはといへば。さいはれたりとてさらばとて立といへば。此男いひつるがごとく。三段のきて立たり。季武はづすまじき物を。從者一人うしなひてんずる事は。損なれども。意趣なればと思ひてよく引てはなちたりければ。左の脇のしも五寸許のきて。はづれにければ。季武まけて約束のまゝに。やう〳〵の物共とらす。いふにしたがひて取て。其後今一度射給べしといふ。やすからぬまゝに。又あらがふ。季武初めこそふしきにてはづしたれ。此度はさりともと思ひて。しばし引たもちて。眞中にあてゝはなちけるに。右の脇下を又五寸許のきてはづれぬ。其時此おとこさればこそ申候へ。え射給ふまじきとは。手きゝにてはおはすれ共。心ばせのおくれたる人の身ふときといふ共。定めて一尺には通ぬ也。それをま中をさしてい給へりつるをときゝて。そとそばへおどるに。五寸はのく也。しかればかく侍る也。かやうの物をば其用意をしてこそ射給はめといひければ。季武理にをれていふ事なかりけり。と見えたり。貞丈雜記に云。昔は賭射と云しを。今はかけ的と云。賭の字をかけ物とよみて。かけにして射る也。古は弓。矢。弦。ゆかけなとをかけ物に出し。後には鳥目をも出す事になりたるとそ。今は鳥目は申に不及。金子なとを出し。躰裁にはかまはすしてみくるしき射やうをしても。中るを專とし。かけ物を取る事を第一として。博奕の類になりたり」とあり。康富記に。文安五年正月十七日。弓場始の名を擧げたり。鹽尻に云く。按するに。此頃迄は禁中射禮ありし。今は絕たり。此時分公方京にましませしゆへ。武士も常に院內へまいりしなり」と。又青標紙に。御弓場始。御射初の始は。有德院樣御代享保十四年二月五日。於吹上御庭。始て御式被行。射手姓名中附矢數六本。

〇一〇　〇一〇　〇一〇　御小姓　能勢河內守
〇一〇　〇一〇　〇一〇　御書院番　小長谷喜太郎
〇一〇　〇一〇　〇一〇　御小姓組　城織部
〇一〇　〇一〇　〇一〇　富永平助
〇一〇　〇一〇　〇一〇　西丸御小納戸　岡山新十郎
〇一〇　〇一〇　〇一〇　御書院番　小林十郎左衞門

○一○○一○○一○ 吉野左仲　御小姓組 ○一○○一○○一○ 内藤左門　○一○○一○○一○ 諏訪源十郎

御書院番 ○一○○一○○一○ 木下主税

右吹上御庭において上覽有之。右之內九人皆中に付。於御前時服三つ宛被下之。翌日被爲召御番衆へは躑躅之間におゐて黃金貳枚つゝ爲御褒美被下之」とあり。【江戶大的塲】寬政元年十二月觸書留に。麴町平河町三丁目裏明地○飼鳥屋敷前明地○淺草元旅籠町二丁目裏明地○牛込御門より小石川御門迄芝間土走之內○市ヶ谷加賀屋敷火除明地之內○四谷北伊賀町火除明地之內。右六ヶ所明地之分。以來諸向大的射込稽古塲に相成候間。塲所不込合樣。一同申合稽古可致候とあり。德川幕府にても。射術を大に奬勵せしことなれとも。近世鐵砲の銳利なること。弓矢に勝るを以て。弓術次第に廢れたり。嘉永明治年間錄。文久二年八月二十九日の條に。淵防守殿御渡。以來御射塲始め。其外。凡て弓術上覽は。御差止相成候とあるにても知るべし。

ユヒナフ 結納。(コムイムを見よ)

ユビヌキ 指貫は。革また厚き紙にて製し。裁縫するとき。中指の第二關節に貫き。これを當て。鍼のしりを押すなり。

ユビワ 指鐶は。金銀珠玉なとにて製し。男女に限らず。指に貫くは。近世流行する所にて。一種の容飾なり。漢語。戒指。譯名ゆびがね。元ゆびはめと唱ふ。指鐶と唱ふるは明治以後の事なり。艷道通鑑に指はめの事見えたれば。此ころ遊女などは稀に用ひしものか。支那の後宮にては。月經の女之を穿ちて其標とせし事あり。嬉遊笑覽(文政十三年著)に。唐山より渡りて。近年こゝにて多く持てはやす。彼品は白銅なとにて麁末なれば。近頃は江戶にては銀にて作らせ用ゆとあり。其以後も江戶以外にては指鐶を用ふる風晚く行はれ。明治三十年頃にも。京阪にては稀なり。初は兒女などの指鐶に作る南京珠と稱する硝子玉あり。粟粒ほどの細かさにして。無色なるも。赤。紅。綠。靑。紫。白。黑種々なるもありて。之を求めて元結にて貫き。之を嵌めたるをありしが。其の事明治二十年頃より廢れ。今は其珠を賣る者なし。又大人も其頃は珊瑚の珠など貫きて指に嵌めたる事ありしが。同時に廢れたり。又その頃より銀の指鐶廢れて。金の流行增加し。それも初は小判二分金などを撓めて指鐶に作りし者ありしが。同廿八年よりは。此かる類は其の價値の白地なるを厭ふて用ふる者減じ。寶玉入のものゝみ。價値の人に分らさるを以て。益々賞用さるゝ有樣なり。

ユベシ 柚餠子。又ゆもちとも云ふ。眞饈の中に砂糖と柚子の皮を入れたる者にて。味噌を入れたるもあり。竹の皮に挿みて賣る。

ユマキ 湯卷と。湯具とは別物なり。和訓栞云。ゆまき。日中行事に見ゆ。湯纏の義也。紫式部日記にも。ゆまきすかたと見えたり。白生衣也とい(スマシ)へり。今も湯具なとも。下さまにはいふめり。下袴なるべし。貞丈雜記云。今木と湯卷と同物也。東鑑卷四十二。建長四年壬子四月一日の條に。御小袖十具。御大口一ッ。唐織物御衣一領。御明衣一ッ。今木一ッ(下畧)。又榮花物語(初花の卷寬弘五年九月十日。中宮彰子後一條院を生みたまふ條に)云。御ゆどの酉の時とそある(中略)。女房みな白き裝束ともにて御ゆどのゝいまきなどみな同し事也云々。禁秘抄(恒例每日次篇の篇)。早旦供二御湯一。主殿官人奉行(近代多允五位也)。釜殿進レ湯(中畧)。凡禁中著二湯卷一。上臈一人。典侍一人也。是候二御湯殿一故也云々。壺井義知が校正の禁秘抄に。湯卷の傍に白生衣と注したり(貞丈云。天子御湯を召す時。上臈一人。典侍一人御湯をめさするに。常の衣の上に白き生絹の衣を着て。御湯をあびせ奉る也。其白き生絹の衣を湯卷ともいまきとも云也。是は湯の滴の飛て衣を濡すを防くべきための衣なり)。四季帥に。湯卷は貴人御湯殿に入りたまふとき。おほひ召す。すゞしの白き絹の衣なりと。又云。侍中群要第五。今支の注に。奉レ仕二御湯殿一之人所レ著衣也。生白絹也云々。又女の常に腰に卷く湯具といふ物を。湯卷といふは誤なり。湯卷はいまきともいひて。字には今木。今支と書り。これみな一物なり。さてその湯卷は貴人御湯殿に入り給ふとき。おほひ召すすゞしの白き絹の衣なり。侍中群要第五今支の注に。奉レ仕二御湯殿一之人所レ著衣也。生白絹也云々。」女湯具。女の湯具をばしたもといふ事本なり。后宮名目抄に御したも下裳とかく。是は御ゆぐの事にて。すゐくにて。おゆもじなど申侍るは無下の事なり。爲家よみ侍る歌にも。對の宮ないはひ奉りて。御産湯ひかせおはしまし侍る時に「波よする松の下もによろづよとなれきてなくやともつるの聲」とつかうまつりける。このこゝろばえなり云々と見えたり」とあり。又嬉遊笑覽に。ゆぐといふは。男女ともに前陰を覆はして湯に入るとはもとなき事にて。必下帶をかきかへて湯に入るゆゑ。湯具といふ。女詞にはゆもじとも云べし。或はいまきなどいふは非がをなり。いまきは湯卷にて。湯殿に

用ろ具にはあれど異なるものなり。又今ゆかたといふは湯帷子なり。紫式部日記。御湯どの宰相の君御むかへゆは。大納言の君(源遍子)。ゆまきすがたとものれいならすさまことにおかしげなり。一代男草子(七)。遊所のことをいひて。ふんどしのかきかへもなき人ゆくところにあらずとあるも。湯具の事とみゆ。また女の湯具は。宗因千句。「ほのぐと赤ゆぐほせろ春の日に。湯をあかりゆくふりをしぞ思ふ」。さき〴〵年上州草津の温泉に浴しに。まづ旅舍につくとき。やどり居ろ間用ふべき調度。借もし買もする。其内に定りて人毎にひさく一柄下帯一筋は必ず買て浴するに用ふ。今は世人丸裸にて湯に入るならひ故。その所の者も客人も。是は温泉なればかくする故あるべしとて。男女ともに湯具して入れ共。これ温泉に限りたる事にはあらず。又小柴垣といふ古き春畫あり。その繪をみるに下裳みえす。又古畫に。狂女裸躰に紅の袴きたるを書たり。舊本今昔物語に。女痏を醫師にみする處。其腫頗心不得見ゆれは。袴の腰を令レ解て前の方をみて。毛の中にて不見云々。是らも下裳はなきやう也。されば下裳は後に出來たるものにて。古への女は下賤なるも袴きれば。たゞ肌着を紐にて結べるなるべし(男子の如く褌を用ろに及ばざるか)。其紐即下帯なり。和訓栞に。萬葉に「ふたりして結びし紐をひとりして。吾は解みずたゝにあふまで」。伊勢物語「二人してむすびし紐を一人して。相みる迄はとかじとぞ思ふ」の意にて。古事記に。汝所堅之美豆能小佩者誰解とみえろに本づけり。小佩も下紐なり。思ふに。下裳は小兒の付ひもの如く。肌着に付たる紐なるべし。又は今下じめといふ物のやうにむすひたるにてもあるべし。古へに下帯といふは是なり。應永にかきたろ日高川の繪卷物には。女裸にて今の湯具めくものを着て河に入らむとする處を寫せり。これ下裳なるべし。吉原徒然草。ふんとしはゞ廣なろがよし。湯具に紐付ろと色里にはあらずとあれども。好色盛衰記。また師宣が畫ける一代男の内。遊女が湯具に紐付たり。胸算用(元祿五年)。湯具も本紅の二枚かされ。白ぬめのたびはくなど町人の女房の分として云々といへりつ合せに作りたるも有とみえたり。」平家物語。重衡鎌倉へとらはれの條下に。湯殿に入る體。目結の帷子に同染付の湯卷云々などいへろにて。昔し入浴のさまを知ろべし。且湯卷湯具の差別も。これにて知られたり。

ユミ

弓は。神代よりあり來りしものにて。古代に在ては兵器のうち尤も重なるものなり。梓(アツサユミ)。檀(マユミ)。槻(ツキ)。柘(ツミ)。黄櫨(ハジ)。桑(カクワ)等にて作ろ。

【弓の名所】四季草に。末弭。本弭。上卜の弦かむら。絃輪。彇かむら。かむら藤。鳥打前竹。外竹。けしう藤。矢すり籐。握り。探り。弦やすめ等の名を載せて云く。是射手方に用ふろ名所なり。近世板行の書。武用辨略。幷に武家重寶記などゝいふものに。弓の名所を載て。肩。姫反。相打。押付。大鳥打。小鳥打(とりうちのへんといふ事。前に記すがごとし。其あたりをとりうちといふなり。されば大小とりうちとわけていふべからず)。鏶付。手下。關板。弦持。木牛等の名あり。是等は弓工の用ふろ名所にて射手方には用ひざろ名所なり。射手方にて弓工のいひならはしたろ名所は用ふまじき事也。射手方にては。入用になき名所なればなり。右の内木牛といふ事は。射手方にていふ詞なり。側木の所を木なかといふなり。高忠聞書に。かぶら矢に限

和漢三才図會載る所

末弭　弭　姫反　相打　押付　小鳥打　大鳥打　籐付　矢摺　弣　弝　握下　手下　關板　弦持　本弭　探

て。二ぶせ矢づかを長くして。矢づか卷とてまく。いはればかぶらにては。けしやう・の物。其外大事の物ならでは射ぬ事なり。我矢束をば。弓の木中へひつかくるほどにするが本儀なりといへり。木中は射手方の詞なり。近世は弓工の詞。ばくらうの詞。鎧工の詞を。武士の用ふる事多し。能分別して。工匠などの詞をば用ふまじき事なりとあり。

【弓の沿革】本朝軍器考云。我國の弓矢は伊弉諾尊の御時に始れるよしゝるせる物あれど(源氏河海抄)。日本紀に見えしは。素盞嗚尊父母の神に逐れ。高天原に上り向給ひし時。日神背に千箭靫と。五百箭靫とを負ひ。臂に稜威高鞆をはき。弓彇を振起給ひしとあるぞ。此物の見え始なるべき。其後高皇產靈尊天鹿兒弓天羽羽矢を天稚彦に賜し。皇孫天降ます時に及て。天忍日命天槵津大來目をひきゐて。背に天盤靫を負ひ。臂に稜威高鞆を着。手に天梔弓天羽々矢を捉り。八目鳴鏑を副持て。頭槌劒を帶て。御前に立て行降りし。又彦火火出見尊山の幸まし〳〵て。弓と箭もたせ給へりしなといふ事は。同記に見えたり。天鹿兒弓といふ事は。弓の曲れる形の。鹿背の屈るに似たれば。かくは名づけしなどいふ說あれど(神代抄)。日本紀私記には。或說を引きて。天香山の梔木を採て作れる故に。かくは名づけしと見えたり。後成恩寺殿御說も私記に見えし所によられて。鹿兒と。香と。其の訓同じ。又射麛の弓なるをあやまりわかちて。鹿兒とかきしともいふ也と見えたり。古事記に據るに。高皇產靈尊の天稚彦に賜ひし天之麻迦古弓。天之波々矢を。又天之波士弓。天之迦久矢ともしるせり。されば。其の麛を射るによりては。天羽兒弓と云ひ。其材採しによりては。天梔弓と云ふ。其名異なれど。其實は一物なりしと見えたり。私記に引きし或說。竝に纂疏に見えし。土師氏の遠祖の作れる所なれば波志と云へる由の說は。共に心得られず。又天羽々矢といふは。二羽にて。はげるもの也といふ說もあれと(神代抄に)。一雙箭をいふよし。後成恩寺殿の御說には見ゆ(纂疏)。私記には。鳥羽をもてはげる矢也。しかるをかくかされいふ事は。其羽の矢多き也と見えたり。されど舊事記に據るに。饒速日尊神避たまひて。其天羽々弓。天羽々矢と。神衣帶と手貫と三物を。葬斂めて御墓作られしと云ことみえたれば。弓にも亦羽々と名づけしあるなり。さらば天羽々矢と云こと。鳥羽によりて此名ありと云ふ諸說もいかゞあるべき。上古の神の代に羽々を以て名づけしもの。弓矢のみにも限らず。素盞嗚尊の八岐大蛇を斬たまひし劒の名をも。天羽々斬と名づく。古語に。大蛇を羽々と云しが故也し由は。古語拾遺に見えたり。古事記に見えし天迦久矢と云ふ物は。迦久と。鹿兒と。其語相通しぬれば。日本紀に見えし。眞鹿鏃と云ふ物と同じく。是も鹿兒を射るによりて。其名を得たるなるへし。人代に至り。第二代の朝廷の初(綏靖)。弓部稚彦をして弓作らせ。倭鍛冶天津眞浦に眞鹿鏃作らせ矢部に箭作らせ給ふ事。我國の弓箭作れる始也といふ人あれど。第一代の朝廷(神武)の始。此國を平給ひしとき。御兒五瀨命流矢のためにうせ給ひしと見えたれば。此國にても。既に弓作り。矢はぎし事のありし也。たゞし弓作り。矢はぎし工の名。こゝに始て見えたりといはむは。あしからじ。清三位宣賢の說に。我國の弓は。月を見て作れる也。弓のいまだ張ざるは。月の初生ずる象にて。張れるは。上弦下弦の象也。箭はげて引時は。月すでに盈る象也。弓の長さは。七尺なれど。今長七尺五寸也。神代の弓は。一丈五尺。是れ一尺を十五合せたるものにして。すなはち。十五日の數也。今は人のたけ短きによりて。七尺五寸となす事。神代の弓の半なる也。但は七尺五寸ならんを。圓に引滿むには。圍一丈五尺なるべし。矢の長は。弓を三ッにするが一ッなれば。今の矢は二尺五寸也(按するに。今は二尺七寸を以て定とす)。神代の矢。其長五尺にぞあるべき。劒には。十握。九握。八握などいひて。其長定まれりとも見えれど。弓の長は定まれるもの也とぞ見えける(神代抄)。大巳貴の神。大弓持て此の國を平られしといふ事もあれば。神代の弓。人代の制に異なりしもしられど。人代の弓だに。萬國にすぐれて。其の制大いなりとぞいふなる。まして神代の弓。甚だ長からんは。誠にあやしきことなり。彼卿の說なればうけ傳へられし所こそ有るべけれ。されどたゞ張れる弓の形は。上弦下弦の月に象どり。それを引滿る形は。月の望に象れり。されば。十五望の數を半はにして。七尺五寸とせりといふ說こそ。やすらかなるやうに侍れ。また弓のうらはずの下一尺ばかりを。【鳥打】といふことは。大友皇子淨見原天皇の御位奪はんとて。白き雉と化して來り給ひしを。弓をもてうちころさせ給ひしより。かくはいふ也といふも。彼卿の說也。これらの說は。ことに信じがたしとやいふべき(大友うせ給ひし事は。日本書記に詳也。又白き雉の事は。天武即位二年三月。備後國司。白き雉を龜石郡に獲て獻る。すなはち當郡の課役。ことごとく免し給ひ。天下に大赦ありし由。同記に見ゆ)。又弓を【御多羅枝】といふ事も。天竺の貝多羅葉はその長さ七尺五寸也。弓の長も同じ事なる故に。これを多羅枝とは申すにやと。後成恩寺殿の御說に見えたり(公事根源)。されど。多羅樹の高さ。八九十尺とも。又一多羅樹とは。高さ七仞をいふ。七尺を仞といへば。其高さ四十九尺也などいふ事はあれど(翻譯名義集)。そ

れも一定の說とも聞えず。萬葉集の歌には。御執の梓の弓と讀けり。男子の執れる物なれば(後代にも武士をば。弓矢取などいひし)。いにしへには。御執といひしを。後代に至て。御多羅枝といふ事は。そのことばの轉ぜしなり。たとへは。刀劍は。佩

古の形。京都將軍の時代迄は如此なる形也。

今の形。近世如此なる形になりたり。

貞丈按。今の弓は此所にくれりを付る故。くるひやすし。古の形のごとくなればくるふまじき也。

ところの物なれば。彌波迦志といへる例なるべし(日本書紀崇神の記に。彌波迦志比賣の事を。御刀媛としるせり)。【上古の弓制】詳なる事を知るへからず。今も世に遺れる物は。大和の大安寺八幡宮の御寶に。神功皇后の御弓矢靫也と云ふあり。同國法隆寺の寶藏に。上宮太子の弓矢靫等あり。山城國愛宕郡靜原二宮山王社の神寶に。天武天皇の御弓蟇目等あり。是等親しく見し所の物なり。大安寺にある物と。法隆寺にある所の物は。其制に同くして。神功皇后の御弓と云ふ物は。其長七尺許上宮太子の弓は長六尺餘。共に自からなる木の皮を去きて。黐つけし。ことくに見ゆ。大安寺にあるは。特に古き物にて。朽損せし所あり。靜原にある物は。其長六尺八寸餘。木を削成して丹を塗たる弭と見えし所の上下に。鍮石の濶さ一分許なるを絆黐をば。鍮石を以て包みたり。是等古に聞えし。梔弓梓弓など云ひし物にや。延喜式に見えし梓弓の制は。下に見えたり。檀弓槻弓柘弓などしるせる物。未知二其詳一(大安寺に有る物は。貝多羅樹の枝也と云ふにや。心得られず。法隆寺にある物は梓弓也と云ふ。されど。是れ等は神世に聞えし波士弓の遺制と覺ゆゞ也。過にし比。琉球の使人に遇ひし時に。其國の弓制を問ひしに。山桑を以て作る其材極て得がたし。あら木の時。多くは引き折るゝの也と云ひき。其說大安寺。法隆寺におひて見し物の制の如し。亦按するに。舊事記には。梔の字をば用ひて。波士とよむ。これは和名抄に。梔子訓して久知奈之と云ふ物にもあらず。黃櫨訓じて波邇之と云ふ物にもあらず。爾雅に。桑の一半は椹あり。一半椹よきを梔と云ふに據りて。梔の字をば。用ひられしなるべし。其實は桑を以て。弓作れるなり。禮の內則の注に桑孤本大古也と見えたれは。異朝の事も又相同じかりき)。又南都東大寺正倉院にある聖武天皇の御弓の圖を見るに。其制すなはち彈弓にして。我國の物とも見えず。

天子の御弓の制。古兵庫寮にて作れる。御梓弓の制は。式に見えたり(延喜式)。御弓は。白木のまゝにや。之を錯(コス)るべき料の木賊の事抔は。見ゆれど。塗れし料の漆の事は見えず。御弭は。鹿角を以て作り。緣組を以纏ふ。御矢は。角の大伊多都伎。角の細伊多都伎。木の大伊多都伎。麻々伎各一具。一具とは。五十隻を云。羽は雉羽を用て。生絲を以てはぐ。之を塗に金漆を用ふ。御鞆は熊皮にて作り。牛革の手つけて。紫組の緒とす。御弓袋も。御鞆の袋も。皆帛を以て作り。紫表に緋裏せり。金漆の櫃二合に御弓矢を納れて。其櫃をは。漆にて塗れる案上におくとぞ見えたる。其中に麻々伎矢といふもの。式に其鏃となすべき。鐵熟銅の料をしるされたり。和名抄に。細射とかきて唐の鹵簿令の細射弓箭といふ事を引きて。今按ずるに。此間に萬佐由美となづくと注したり。江家次第には。眞卷弓矢とかきたり。或人眞卷弓といふは。いかなる物ぞ。或は小弓ともいひ。或は大弓といひ侍ると。中園入道相國に尋ね進らせしに。予が所存は。眞弓に藤及樺を卷なれば。かくいへる也。近代には紙をもて藤樺に代ると答給ひき(園大曆に)。さらば延文文安の比旣にさだかならぬ事也しにぞ。式に。凡武官の人等は。皆漆弓を用ふ。其正月十七日の大射の節は。文官の人も亦同じとあれば。文官の人は。常に漆弓をは用ひぬ也。後世に至ては。ことに華飾を加られしにや。弓は籐に隨ひて蒔繪し。或は貝を摺り。黐には銀を彫め。取柄をは錦もしは綾なとを用ひ。其上下をは或は赤き或は紫なる組を卷。樺をは白檀紙。紅檀紙もしは色ある薄樣なとをもて卷。矢は水精を筈とし。白きもしくは紅梅なる紙をもて。これを卷とにはなれり。萬葉の歌に。梓弓末に玉纏くなど見えしも。かゝる物にや。革をしも主とせさらむは。さる事なれど。これもまた文の過て質滅したる物にて。古の道にはあらざるべし。武士弓。式に見えし所に據れば。漆弓を用ひし也。萬葉歌に。麻周羅遠の佐都由美と讀しもの武弓也とも。又は薩雄の弓也とも注せしもの。其制は詳ならず(麻周羅遠は。即武夫也。薩雄は獵人也。此等の注。藻鹽草。萬葉集抄に見えたり)。【中古の弓制】同書に云く。白木。黑塗。絲纏 藤卷。節卷。滋藤。笛藤。漆籠藤。二所藤。三所藤。矢は。鏑矢。蟇目。的矢。野箭。征箭など云事は。中世より聞えし所也。近代に至てぞ。昔には聞も傳へぬ物ども多なりけるにや。其實は皆古物なれど。其家ごとに傳ふる所の故實。異なる事あれば。自其制も多く其名も異なるやうにはなれるなるべし。鎌倉右大將家。當時弓馬の堪能の輩を召集め。舊記を披き。先蹤をとぶらはれしに。其故實各々相傳ふる所の家說。面々の意見同じからざりしよし見えたれは(東鑑)。其代猶しか也。まして古を去こと遠

き世におゐてをや。今世に傳ふる射る法も。其具足も。鹿苑院殿の時に定められし所による事なれば。しかし。たゞ今に從ひて古を稽むには。

【弓の長】前段にも記せれど。貞丈雜記云。弓の長さは二尺七寸五分と定る事。この寸尺は曲尺の定にもあらず。吳服尺の定にもあらず。其人々の手の寸にて定る也。寸の取やうは。前にしるす如し。矢の長さは左の手をさしのべて。大ゆびと人さし指との間のまたより。右のかたほねのまん中までの寸尺。我か指の寸にて二尺七寸五分あるもの也。是わが矢尺也。扨弓の尺は。右の矢尺を二つ重ぬれば。五尺五寸也。此五尺五寸に。二尺の餘計を加へて。七尺五寸となる。是我が弓の尺也。是我手にて一尋半也。右の二尺の餘計と云も。我手の寸にて二尺也。矢尺二たけに弓の長さをしては。二尺七寸五分の矢尺。十分にひかれぬ故。二尺の餘計を加へて。十分にひかるゝ也。扨にきり革卷所は。弓の本はずを右の乳の下にあてゝ。左の手をさしのばして。にぎらるゝ所を握り。其所をにきり革の所と定る也。右古代の弓矢の寸法也。今これを知らぬ人は。まかりかねの寸を以て。定る事と心得るはあやまり也。人々の手の寸にて。弓の長さも定る故。其人々の大小に隨て。弓矢の尺も長短相應になる也。されは上古の弓の今の世までのこり傳りたるが。其寸尺何れも同しからぬは。古その主々の大小同しからざりし故也。清三位宣賢卿の書れし神代抄ど云書に。神代の弓の長さは一丈五尺也。人代に及てそれを半分にして。七尺五寸と定るよし見えたれとも。此説はみだりに作り爲したる説にて。あやまり也。神代抄の説用る事なかれ。醫者の灸點をおろすに。病人の指の寸をとりて。それを灸所におしあてゝ寸をとり。點をおろすを。同身寸と云。大なる人も小き人も。その主々の指の寸を用る故。そのからだの大小相應に灸點出來る也。弓矢の寸尺の定めも。右の同身寸におなし心也。右我手の寸にて定る等の事も皆秘說也。人の好によりて。わざと七尺五寸より短をも用ゆ。弓を強せん爲也。弓の長。七尺五寸と云事。京極大雙紙に云。弓は我々が手にて七尺五寸也と云々。大ゆびと人さし指をのべて。此長さを五寸と定て尺をとる也。すべてゆびにて物の寸とりやう圖のごとし（これをおのがたかばかりと云也。つよゝゆびをひらかず。又かゞめすゆるやかに指をひらく也。大指人さしゆびをのばして。大ゆびのかしらより人さし指の頭迄を五寸と極る也。一寸と云は。人指ゆびをかゝめて。中のふし間をあてゝ一寸と定る也）。當川抄に云。矢つか弓ほこ。最上の秘事也。老若ともに其人の手にて。弓ほこ七尺五寸。矢は十二束なり。末法には不知して。尺定にて七尺五寸と云。ちからにあふ事まれ也云々。又云。當流弓のほこだけの事。其身の指を以て七尺五寸たり。寸法取やう瀬と同し。弓のにぎり定る事。射手方の書に云。弓のにぎりの在所。右の乳の下に本はずをあてゝ。左の手をのへて其どゞく所をにぎりて。其所を卷也。寸尺不定と云。其人により弓の長きみじかきによるべし。

【弓の種類】【梓弓の事】四季草云。梓の木にて削たる丸木弓なり。あづさは江戸にてしぼくとも。木さゝげともいふ木なり。和名抄に。梓和名阿豆佐とあり。葉も身木も桐に似たり【梔弓の事】同書云。梔弓は。黃櫨の木にて削たる丸木弓なり。はじ弓に梔字を用たるは。古代字の用ひ違ひなり。物を染るに。梔子にて染たる色も。黃櫨にて染たる色も。共に黃色になるゆゑ。混雜して。梔子染をも。黃櫨染と通稱して。梔子もはじとよむなるべし。はじといふは。梔の字の本訓にはあらず。和名抄に。梔子は和名久知奈之。黃櫨和名波邇之とあり。波邇之を中略して波之ともいふなり。梔は弓材にあらず。黃櫨は弓材に用ふるなり。今世の弓のひごに用ふるも黃櫨なり。黃櫨は漆木白膠木胡桃木などに似たり。葉の形も似たり。はじもみぢは歌によめり。いとよく紅葉する木なり。はじを田舍詞にははぜといふなり。黃櫨木を切て見れば。其木口。外は白くして。內の心は黃なり。其黃なる心を以て弓を削るなり。染物にも是を用ふるなり。里に生じたるよりも。山に生じたるは性宜しきといへり。是を山はぜといふなり（山はせは。身木直にして。枝の間も遠く。一體のびやかなり。是を弓材とす）。【槻弓の事】また云。槻弓は。槻の木にて削りたる丸木弓なり。和名抄に。槻和名豆木乃木とあり。つきの木と。けやきの木と同じやうなるものにて見わけがたし。相模國大山の杣人のいひしは。つきの木をば。弓の木ともいふ。けやきの木に似て見分がたし。木を削りて見れば分るゝなり。けやきはたゞ竪に木理とほるなり。つきの木は。竪の木理が横にからみたる木理あり。されば田舍にて鋤鍬の柄に是を用ふるに。甚強くして折れずといへり。又植木を商ふ老翁の

いひしは。つきの木とけやきは見わけがたし。夏の炎天に見わけやうあり。夏の日でりに。けやきの葉は兩の端上へ少しそり上りて。葉中くぼになるなり。つきの木の葉は平らにして。兩の端そり上らず。是を以て見わくるなりといへり。槻の字に。けやきと訓を付たる字書あり。これ誤なり。【檀弓の事】又云。檀弓は。眞弓の木にて削たる丸木弓なり。漆ぬらずして。白木のまゝにて用ふるを。白檀弓といふ。白眞弓と書ても同じものなり。まゆみの木は。まことの弓の木といふ事にて。眞弓の木といひ習はしたるなり。此木は木理細にして。性ねばりしなやかにして。弓の材には甚宜しき木なり。扨こそ眞弓の木とはいふなれ。和名抄に檀和名萬由三とあり。葉はたまつばきの如く。葉の先丸くして。たまつばきの葉よりも大なり。葉厚くして。身木も玉つばきに似たり。皮をはけは。内に白きあま皮あり。此あま皮にて矢の羽の上はぎ下はぎをするを。かははぎと云なり。身木を削れば色白くしてうつぎなどの如し。十月頃實をむすぶに。その實四つかどあり。四つにわれて。中に赤黃色なる粒あり(葉先いさゝかとがりあり)。【柘弓の事】又云。柘弓は柘の木にて削りたる丸木弓なり。和名抄に。柘豆美とあり。つみ一名野桑とも。山桑ともいふ。桑に似たる木なり。桑柘とて。桑と同類の木なり。桑の葉は切れこみたる所あり。柘の葉は切こみたる所なく。丸くして葉少とがりあり。桑柘ともに蠶に食はしむるなり。【丸木弓の事】貞丈雜記云。丸木弓といふは。木にて丸く削りたる弓なり。丸木弓の本名は。たゞ弓とばかりいふ。上古弓といひしは丸木弓の事なり。後に木に竹を合せたるを。弓とばかりよぶゆゑ。まぎれぬ爲に。丸木弓とよびならはしたるなり。梓弓。檀弓。槻弓。柘弓。櫨弓などゝいふは皆丸木弓なり。其弓に削りたる木の名をもつて。何弓とよぶなり。今も新木白木などゝ云は。もと丸木弓より出し詞なり。丸木弓は鰾のはなるゝと云氣づかひなし。雨露に逢へば。木ゝるほひて。いよ〳〵弓のためにはよし。軍弓に用ふべし。丸木弓を引て見ぬ人は。引折る事あらむかといふはあやまりなり。折れぬ爲に。古より弓に削るべき木を定め置て。梓弓以下の名あるなり。また木理の取りやうにて折るゝ事なし。丸木弓はそこ強きものなれば。堅き物を貫くに利あり。義經紀に。文治元年義經都を落たまふ時。小櫻威の鎧。四方白の甲。山鳥の羽の矢十六さして。丸木の弓一張そへて。六條堀川の舘に留め置れし事見えたり。また今川了俊筑紫へ下られし時の道行ぶりの歌に。「生ひまがる眞木の丸木の弓とりは。すぐるなるよりもちからこそあれ」とよめり。眞木の丸木の弓といふは。まゆみの木の弓なり。にぎりの邊にてまがりたるは。直なるより

も。力あるものなり。丸木弓削て。引て試しるべし。義經記(忠信さいごの條にあり)に云。去年(文治元年也)。十一月十三日に都を出て。四國の方へ下り給ひし時。都の名殘を捨かねて。其節は鳥羽の湊に一夜宿し給ひたりし時に。ひたち房を召て。義經か住たる七條堀川にはいか成者の住んすらんと仰ければ。常陸房申けるは。誰か住候はん。をのづから天まのすみかと成候はんと申ければ。義經か住なれし所に。天まのすみかとならん事うかるへし。主の爲にも重き甲冑を置つれは。守となりて。あくまをよせぬ事のあるなるとて。小櫻おとしの鎧。四方白の甲。山鳥の羽の矢十六さして。丸木弓一張そへておかれたりしぞかし云々。貞丈云。其頃世上一統に丸木弓を用ひたらば。たゝ弓とはかりいふべきに。丸木弓とことわりたるを見れば。其頃もはや木と竹を合せたる弓ありし故。それにまきれぬ爲に丸木弓とその名をさして記したる物なるべし。」ある人の所持したる丸木弓を見し事あり。其躰棒の如く丸し。但外の方は少ばかり平みあり。にぎりの所にてふとさ貳寸九分。廻りの丸さにて上下のはすの方へ行ほどほそし。細き所の極り貳寸まはり也(但本はずの方は二寸壹分廻り也)。長さ六尺六寸四分也。總躰黑漆也。にぎりの所を四角にぬり殘して。木地にして年號月日在康正元年乙亥七月。(ぬり殘分是れ程也)。如此小刀の先にて細くほりたり。木は何の木とも知り難し。樫の木の如く見えたり。康正は後花崗院の年號將軍義政公時代也。はずかふらの所五りん斗も開きたり。【桑弓蓬矢の事】四季草云。桑の弓蓬の矢の事は。禮記の內則の篇に見えたり。是は男子の生れたる時の祝に。桑の弓に蓬の矢六つを取そへて。天地四方を射るなり。其子生長して。武功を天地四方にあらはすべき事を祝ひて射る儀なり。蓬の莖は弱く輕き物なれば。それに應じて。桑の弓も細き桑の枝を以て弱く造るなるべし。桑弓蓬矢。我國には入用の事なし。平家物語に。安德天皇御誕生の時。重盛公此事を行はれし由みえたれども。物語のかざりに書たるにもやあらむ。おぼつかなき事なり。朝廷に此事行はれし事。國史などには見えず。桑弓蓬矢の事を。甚の秘事なりとて。こと〴〵しくいふ輩もあり。何を以て秘事とはいふにや。心得がたき事なり。【桃弓葦矢の事】また云。古代は。禁中にて。十二月晦日追儺を行はれしなり。追儺はおにやらひなり。大舍人といふ官人。四目あるおそろしき假面をかけ。戈と楯を持て。鬼のかたちとなる。是を方相氏と名づく。殿上の人々。桃の弓葦の矢を以て。鬼を追ふて射るなり。是疫鬼を追ふのまじなひなり。疫鬼とは疫病神の事なり。葦の矢は輕く弱きものなり。それに應じて。桃の枝の細く弱きを以て。弓を作り。

射るなるべし。強き弓にては。方相氏疵をかうふるべし。たゞまじなひ事なるゆゑ。強き弓矢は用ふるに及ばざるなり。【眞卷弓の事】また云。眞卷弓は。眞弓に藤を卷たるなりといふ說あり。或は小き弓なりといふ說もあり。何れも正說にあらず。用ふる事なかれ。夫木抄に。天仁元年。顯季卿家歌合。琳賢法師「いかにせんまゝきの弓のともすれば。引はなちつゝあはぬ心を」。此の歌の詞を考ふるに。まゝき弓といふは。今世用ふる木竹を合たる弓の事なり。歌は戀の歌にて。歌の心は。我戀はまゝきの弓のごとく。やゝもすれば。引はなち〳〵して。逢はぬ心をいかにせんとなげきたる體なり。第二の句。あづさの弓といひても事足るべきを。まゝきの弓といひたるは。下の句に引はなちつゝといふべき料なり。あづさの弓は丸木弓にて。はなれぬものなるゆゑ。あづさの弓といひては。下の句に引はなちつゝとはいはれぬゆゑ。はなれやすきまゝきの弓を出して。下の句にはなちつゝといへるなり。引はなちとは。弓を引き。矢をはなつことをいふにはあらず。弓の木と竹を引はなつことをいふなり。常に引はなつにあらず。。やゝもすれば引はなつといふ心にて。ともすればといふなり。弓射るには。左の腕に鞆といふものを結び付けて射るに。弦にてはぢきて。鞆を磨るなり。鞆を磨るといふことを。ともすればといふ詞と。兩方をかねていへるなり(ともすればといふ詞は。やゝもすればといふに用ふ)。此の歌の詞を以て考ふれば。まゝき弓は。木竹合せたる弓の事と聞ゆ。又此の歌によりて考ふるに。眞卷と書くは當字なり。繼木と書くべし。繼父繼母を。まゝちゝ。まゝはゝとよみ。眞間の繼橋をまゝはしとよむ例にて。木竹を繼き合せたる弓なるゆゑ。繼木弓と書て。まゝきゆみとよむべし。又和名抄に。細射の二字を出して。和名萬々岐由美と注したり。さてこゝに唐の鹵薄令の細射弓箭といふ文を引たるに據りて按ふに。是は細射の細の字を。麁に對する細の字として。丸木弓の製の麁畧なるに對して。木竹合せたる弓製の細密なるを以て。細射の二字を萬々岐由美に宛たるなるべし。延喜式に見えたる麻々岐鏃は。萬々岐由美に具する矢なるべし。また按ふに。まゝ弓は。的を射るべき弓なり。宇治拾遺に。門部府生といふ人。常にまゝきを好みて射けるが。能く射る由聞えて。賭射の射手にめされし事見えたり。又次將裝束抄の。射禮賭弓弓場始の條に。束帶弓矢を相具す。眞卷弓矢なり。件の弓に鞆弓懸を付くと見えたり。まゝきは。和名抄。延喜式にも弓を作る事を記されたる條に。其弓作るへき料に。入用の物。糸組。枲。漆。角革等の事は見えたれとも。籐の事などは見えず。されは延喜の頃には。まゝき弓はなかりしかとおもへは。まゝき矢の事みえたり。まゝき矢あらば。まゝき弓も又ありしなるへしと見えたれば。木竹合せたる弓も。上古よりありしなり。まゝき弓は。雨露にしめり受れば。はなるゝゆゑ。軍陣には用ひずして。的にのみ用ひしなるべし。丸木弓は。軍陣に專ら用ひしなり。【節卷の弓の事】また云。弓は節の所厚きゆゑ。多くは節の所うき上りて。にべはなるゝものなり。その用心の爲に。節の上を藤にて卷きたるを。ふし卷の弓といふなり。岡本記に見えたり。糸裹の弓といふは。麻糸を。疊の表を織りたる糸より少し細く左よりによりて。本筈よりうらはずまで。すき間もなく卷くなり。せしめ漆に小麥の粉を交てねり合て。弓に付て糸を卷なり。其上に地をせずして。直に黑漆にぬりて。其上にせんだん卷。矢ずり藤を卷て。其間に所々に藤を卷なり。先年相模國大住郡矢名村の民家に。代々持傳へし古き糸づゝみの弓ありしをこひとりて家藏とす。其製右にいふが如し。重弓には甚よろしかるべし(糸包の弓義經記に見ゆ)。貞丈雜記云。糸裹の弓と云は是も重弓也。弓の竹の上皮をこそけて。ふとき針ほどのふとさの麻のより糸にて。うらはずより本はず迄すきまなく卷つめる也。糸の下には麥漆を付てまく也(麥漆はせしめうるしにこむぎの粉を能おし交るなり)。總躰を右の如く卷て。糸の上をせしめうろしにてさつとぬり。能からしてかれたる時。麻のきれなどにてぬぐひてつやをぬきて。其上をよしのうろしにて黑くぬり。能からして後。藤を卷く也。藤は末弭本弭にせんだん卷。かぶら藤日輪卷月輪卷あるべし(せんだん卷は十文字に藤を卷かさぬるを云。かぶら藤はせんだん卷の上の方に。横に一文字に卷かさぬるを云。日輪卷はせんだん卷の下に。横に一文字に卷かさぬるを云也。右はうらはずの方也。本はずの方にては月輪卷と云名の替る斗也。月輪卷の次せんだん卷。其次かぶら藤也。藤の長さ末弭は長く本弭は短く卷也)。やすりの藤引目たゝきの藤をも卷也(矢すりはにきりの上の藤也。引目たゝきはにきりの下の藤也)。此外のけしやう藤は幾所も心まかせ成へし。五所も七所も卷へし(けしやう藤とはかぶら藤。せんだん卷。日りん卷。月りん卷。矢すりの藤。引目たゝきの藤の外の藤を云也。けしやうに卷く心なり)。何れも藤の下には。麥うるしを付て可卷。藤は白し。【雷上動の弓の事】四季草云。賴政の雷上動といふ弓は。賴義の夢中に。養由基が女桃花女といふ女。水破兵破の矢にとりそへて。授けし弓なりといひ傳ふれども。奇怪の說にて信用しがたし。此弓の事さま〳〵の說あり。其製は古書にも見えず。今の世にも傳はらざれば。見たる人ある事なし。諸說皆推量の妄說なれば。まち〳〵にして用ひがたし。荻生惣右衛門がなるべしといふ册子

にゝらいしやうどうは頼政藤なるべしと書たれども。それにては頼政の家にある藤卷たる弓は皆頼政藤なれば。たしかなる説にあらず。是又推量の沙汰なり。かやうの知れぬ事は。知れぬにして。手を付ずさし置べし。みだりにつゞり事などをたくみ出すべからず。知れずともよし。【重藤の弓の事】同書云。上古は軍陣には丸木弓を用ひ。的にはまゝき弓を用ひしなるべし。東鑑などには重藤の名見えず。頼朝の頃までは。軍陣にまゝき弓は用ひざりしか。源平盛衰記などには。重藤の名見えたれども。是は後に書たる物語なれば。其頃見るにまかせて書たるも知られず。今川了俊の歌に。丸木の弓をよみたれば。其頃までも猶丸木弓すたれずして。軍陣に丸木弓と。まゝき弓と。兩品を交へ用ひしにや。後には丸木弓すたれて用ひず。軍陣にもはらまゝき弓を用ふる事になりしより。雨露にあひてにべのはなれぬために。重藤にこしらふる事は始りしなるべし。貞丈雜記云。重藤の弓は軍陣に用る弓也。將軍家幷大將の持弓也。先重藤の弓。下地のこしらへ樣に秘傳あり。其秘傳と云は其人〻の手にあひたる能き弓をゑらびて。小刀にて弓の竹の上皮をこそげ去り。ふしの所をも少けづりて平にすべし。ふしをつよくけづりひらめたるはよわみになる間。少けづるへし。上皮をこそげざればうるし付ても後にうるしはなるゝ也。扨刀のさやの下地をまくさび皮と云うすき皮に。むぎうるしを付て上より下迄。すきなくくる〳〵と卷へし。むきうるしとは生うるしに(せしめうるしといふ物なり)。小麥の粉を能おしまぜてつかふ也。右の如くさび皮を卷てよくうるしをからして後。絹糸にてさび皮の上をすきまなく卷へし。是もさび皮の上にむぎうるしをうすく付ながら卷也。うるしを能からして後(此所にて柿しぶを引とあれとも。澁は引ざるかよし)。朱漆にてうすく五へんぬるへし。ぬる度毎に能からして後ぬるへし。うるしにつぶ〳〵あらは能かれたる時。砥石を打くだき少くして平なる所にて水を付てすりて平にすべし。さてわろき墨にて二三遍塗へし(よき墨にては色わろし)。扨其上をうわ塗漆にてぬるへし。埃のかゝらぬ樣に箱に入てからすへし。能かれたる時藤をまく也。藤の下にむぎうるしを付て卷也。藤は細き藤を水につけて置。やはらかに成たる時水をぬくひ去てまくべし。藤の卷數左の如し。重藤も本しけ藤も。ぬりこめ藤も下地のこしらへ樣は同し事也。右の如く下地をすれば。雨露にあひても弓くろはすにべ放れさる也。重藤の藤の卷數の事。三品あり。先小笠原家にはにぎりより上は。藤數三十六所。にぎりより下は二十八所卷。にぎり革は九卷。又は七卷まく由。三十六は地の三十六禽にかたどり。二十八は天の二十八宿にかたどり。にぎり皮九卷七卷は。九曜七曜の星にかたどる也。又仁田右馬助の説には。にぎり上は二十八所。にぎり下は三十六所藤を卷て。にぎり皮の下に。愛染明王の呪文をうすやうの紙に書てまき。其上を赤地の錦にて卷。其下を紫革にてにぎりを十五に卷。又黑革にても卷く。黑革は平人の儀也と。射手方聞書に見えたり。紫革は將軍家御用也。平人とは大名の事。公方家に對して平人と云たる也。又當家の説あり。弓馬故實記に云。重藤の弓と云事。簸にそふ弓也。黑くぬり。藤を白くつかふ也。藤の長さ一寸斗。間を五分斗置てつかふへし。兩方のかぶら藤につかひ樣有之云々。口傳に云。にぎり上十九所。にぎり下九所都合二十八所藤を卷て。二十八宿にかたどる。藤の卷たる長さ一寸餘。藤と藤の間四五分程つゝあく也。弓は人の手の寸にて。七尺五寸ある物なれば。其弓主の身の大小によりて。弓のたけ長短ある間。藤の卷たる長さに少つゝ違あるへし。かぶに藤につかひ樣ありとはせんだん卷の事也。せんだん卷と云は。うらはずの下。もとはずの上を刀の柄卷たる如くひしに卷也。內竹。外竹。本弭。末弭共に十文字に成樣に卷く也。卷樣は弓師も能心得てする事也。右何れも藤數幾所と云は。上下のかぶら藤と。矢すり藤八所をのけて。かぞふる也。かぶら藤はうらはずの方。三寸五分。もとはずの方三寸。矢すりの藤三寸也。弦はせきつるをかける也。軍用記云。大將は重藤の弓を持給ふ也。重藤は簸にそふ弓なり。將軍家持給ふ弓なる間。平人は斟酌すべし。平人はぬりこめ藤の弓持べし。又本藤とてにぎり所を。重藤にして。にぎりより上を二所藤にしたるも。平人は斟酌すべし。大將のもち給ふ弓也。重藤の弓の事。黑くぬりて藤を白くつかふなり。藤の長一寸許間を五分許置てつかふべし。兩方のかぶら藤は。せんだん卷にすべし。上下のせんだんまき。矢ずり藤をのぞひて。藤かず三十三なり。一説に曰。にぎりより上藤數三十六也。にぎり下藤數二十八。是三十六禽二十八宿をかたどるといへり。又一説に。上は藤數二十八にぎりの下三十六藤數有べし。にきりの下三十六藤は。地の三十六禽。にぎり上二十八藤は天の二十八宿をかたどるといへり。にきりの下は愛染明王の咒摩利支天の咒をうすやうに書て卷て。其上を赤地のにしきにて卷て。紫革にて握りを十五にまくべし。黑革にても卷べし。黑革は平人の儀也云々。口傳に曰。重藤とは。藤を重くつかふ故の名なり。藤の數は上より下迄。二十八にも三十六にも。三十三にも卷へし。數は物にかたどるべし。二十八は二十八宿。三十六は三十六禽。三十三は觀音の三十三身なり。又愛染摩利支天の咒を書入る事も。人の好みによるべし。弓は咒をいれずとも。惡魔をしりぞけ。怨敵を亡

す徳は。本より備はりてあるもの也。平人はぬりこめ藤を用る也。黒くぬり。うらはず本はず矢すり。此三所に藤を白くつかふへし。其間を二三ヶ所斗。藤をつかふ事は心に任すべし。定法有べからず。軍陣に持弓こしらへやう。木竹を能ゑらみ。其力を心みて薄き革を生漆に少し小麥の粉をまぜて。それにてうらはずより本はずまですくとふしにきせて。よくほしからし。其上をから糸のふときをもつて。ひたと漆を付て卷。能くほすべし。扨布なときせるは悪し。いくへんもぬりてからし。砥石にて少し上をときて。高所を平にして。扨其上ぬり(本ぬりうるしに油ゑんを交てぬる也)を黑くして。重藤にも三所藤にも藤をまくべし。如此拵れは雨露にあひても。くるふをなく。はなるゝ事もなし。大事の秘傳なり。【村重藤の事】貞丈雜記云弓禮秘傳書(武田傳來の書。小笠原淨元記)云。村重藤と云は。藤をむら〳〵とちらして。つかひたるを云也。是は重藤の根本とする所。廿八卅六合て。八々六十四のつもりに卷により。其餘のこしらへ弓は。すべてむら重藤と云也。しかれとも。中比より村重藤のもやうを定ても卷たる也。口傳可有之云々。【むらごきの弓】と云は(むらこきは村削と云)。同書云。法量物に云。外はうらはずの際迄通るべし。にぎりの中と本はすへよりて通す。三所こくべし。內はうらはずへ通して。鳥打より下邊へこくべし。中をほそくこきつゝけて。少本へよりて。又村こきにして本はずの際までこぐへし。以上五所にこく定たるべし。弓馬故實に云。惣赤うるしにぬり(赤うるしとは朱ぬりにあらず。漆斗にてぬればおのづから赤くなる也)。木の所をこくべし。口傳こき樣有也(こきやう法量物の如し)。こくとは。かんなにてかろく削る事也。所々村に削る故。むらごきと云。是も的弓也。【ふきよせ藤の弓の事】同書云。曽我物語に云。鹿こそ三かしら出きたりけれ。これいかにとみる所に。かの祐經こそおつすかひて。おとしけれ。その日の裝束はなやか也。ふせんりやうのひたゝれに。大まだらのむかばきに。きりふの矢おひ。ふきよせどうの弓のまん中とり云々。しげ藤は。藤をしげく卷く故の名也。ふきよせ藤は。藤を二品つゝ押寄せ卷たる也。【塗ごめ藤の弓の事】四季草云。軍陣聞書(永正八年に。八木若狹守忠勝が記せし書なり)云。藤は白きが本なり。塗ごめ藤といふは。重藤の上を。赤うるしにてぬりたるをいふなり。惣して漆にて藤の上をぬる事畧儀なり(赤うるしとは朱うるしの事にあらず。うるしばかりにてぬりて。黑赤き色になるをいへり。引目などを。赤うるしにぬるといふも同じことなり。朱うるしを用ふべからず。ぬりやうあり)。【せんだん卷。せんだ卷。二品の事】貞丈雜記云。せんだん卷はしげ藤弓の本筈。うら筈の下に。藤をもつて十文字にまくをせんだん卷と云也。せんだ卷といふは。しげ藤の下地を卷時の事也。下地麻糸を漆を少しつけ。卷目二分しげく卷。又一分おきて。又二分卷。如此段々まき終て上をせしめうるしにてぬる也。扨藤をだん〳〵此卷目の上に卷て。惣上をろういろにぬる也。上下矢すり藤三所に白藤をつかふ也。せんだ卷の弓と云は。千手卷也。下地にうるしを付て麻糸にて卷目を五分しげく卷。又五分置て。又五分卷。たん〳〵如此麻糸にて卷て。せしめうるしにて塗こめて。上をろう色にぬる也。扨上下矢摺藤三所白藤をつかう。惣躰は藤を卷ず。是をせんだまきと云也。又云。弓のせんだん卷は。千段卷と書也。是本字也。栴檀卷と書くは悪し(栴檀は木の名也香ふ木也)。せんだん卷は。十文字に藤をまく也。千の數は十を重ね〳〵て千に成る也。十文字をいく段も重ねてまく故。千段卷と云也。栴檀卷と書て色々の說あれとも。むつかしき說也。古代物に名を付るにむつかしき義理はなき事也(かぶら藤と云は。はづかふらの藤と云事なり。惣て物の根をかぶらと云也。はずの根なるゆゑはすかふらと云也。日輪卷。月輪卷と云は。上は陽也。日は陽也。依之上の藤を日輪卷と云。又下は陰也。月は藤也。依て下の藤を月輪卷と云。只陽の藤陰の藤。又は上の藤下の藤などゝ云へき事を。名を奇妙にすへき爲めに。日輪月輪を以て名付たる者也。日月の字に付きてふかき義理をもとむるは却てあしき也。義理のたやすく分るゝ說をよしとすへし。むつかしき謬釋の入る說は皆近代の作り事也。矢すりの藤はにぎりの上の藤也。射る矢にてすれる故。矢すりの藤と云。蟇目たゝきの藤は。にぎりの下の藤也。是は笠懸犬追物などは蟇目にて射るに。ひきめに沙土なとつきたるを。にぎりの下邊にて沙土なとをたゝきて。落すゆへ。ひきめたゝきと云也。又蟇目にて人を射たをす事もあるゆゑ。軍陣のゆみにも蟇目たゝきと云也。蟇目にて人を射る事前にしるす)。【本重藤】と云も。大將のもつ弓也。弓馬故實に云。にきり上を二所藤にする弓の事。本しげ藤と云也。是は人に寄て斟酌する弓也。たゞ人は持ぬ也。秘事の弓也。的出張記に。しげ藤は公方樣御持候。唯人は斟酌あるべし。本しけ藤はゆるしなくては不持候也。ぬりこめ藤においては。唯人も持也云々。本しげ藤も大將の持弓なる故。御免なくては唯人は持事ならぬ也。にきり上を二所藤にするとは。うらはすのかふら藤と。矢すり藤をは黑くぬらず。白くして置くを云ふ。其二所藤の間は。藤をすき間もなく卷て。藤の上を黑くぬる也。にぎり下はもとはずのかぶら藤も白くして置。其の外九所卷て藤をばぬらさるなり。九所は九曜星にかたどるなり。是れ口傳なり。弦はせきつるをかける

なり。弓に卷く藤は。正字は籐の字なり。竹冠に書く也。艸冠にして藤と書くはふぢと云字也。ふぢは弓に卷く物にあらす。籐(竹かむり也)と云物は。䔧籐とも云也。東西洋考と云書に云䔧籐蔓抽被レ地無二枝葉一。有レ皮褁二其外一如二竹皮一。剝レ之則落長數丈。不レ値二剪伐一可レ繞二數國一。齊民要術と云書に。䔧籐圍數寸重二於竹一。可二以代一レ筏以縛レ船。及以爲レ席勝レ竹。字彙云。籐蔓生似レ竹。右の文の意は。䔧籐と云物は。蔓出て地の上に生ひかぶさり。枝葉もなし。皮をかぶりて竹の如し。其皮を剝けはよくはかれる也。長さ一丈はかりもあり。剪らすしておけば。何ほとも長くなりて。數ケ國を繞るほどにもはひわたる也。莖のふとさ一寸まはりの内外ほどあり。竹よりも重寶也。竹の輪の代りにもなる。又船をつなく繩にもなり。又細くさきて。席に織るにもよしと也。弓に卷くは。右の䔧籐の皮をはき細くさきて卷也。古書に眞樺を卷くと云は。籐を卷く事を云也。樺を卷くと云事。前に記す。籐を卷く事を眞樺を卷と云は。紙を卷き糸を卷く事をも。樺を卷といふによりて。それに紛れぬ爲に眞樺と云也。まことの樺と云心也。

【ゑびす弓】と云弓あり。東鑑卷廿六云。去年冬頃高麗人乘船流二寄于越後國寺泊浦一。仍今日式部大夫朝時執下進其弓箭以下具足於若君御方上。則覽レ之。奥州以下群參。弓二張(假令如レ常。但頗短似二夷弓一。以レ皮爲レ弦)とあり。又參考太平記(直冬上洛の條)云。足利直冬は大内舊跡大極殿の額門の跡に。敷皮布て坐し給ふに。鎧弓征矢をば龍崎に持せられ。我身は黑革腹卷に夷弓持て。草鞋に差單皮を著せらるとあり。右夷弓詳ならず。按するに。總て日本の外の國々を夷といふ也。唐の弓を夷弓と云なるへし。古日本へも唐の弓渡り來りしをゑびす弓と云ならはしたる成へし。唐の弓は短き物なれは。東鑑にも頗似下夷弓上と書し成へし。大切の弓などはにきりを卷くに。白芨の糊をつかふへし。白芨の粉を水にてねりつかふへし。虫生する事無之。白芨は能ねばる物也。藥店にて求むべし。【そば白木の弓と云は】弓馬故實に云。竹を赤くも又は黑くもぬりて。木を白くして置を云。是も的弓也云々。式正の的の時は持へからす。又馬上には持さる也。馬上にはぬり弓を用る也。【つく弓の事】弓に矢をつかふ時。矢の當る所に折釘を打て。それに矢をかけて射るに。矢こぼれせぬ爲にしたる物也。太平記の中にもこゝかしこに有。軍中急用の爲也。小笠原家八張弓の內つく弓あり。福藏弓と名付て。軍陣に用へき弓也といへり。保元物語に。鎭西八郎爲朝五人張の弓。七尺五寸にて鋲うつたるとあり(此鋲は銀とも鐵ともなし)。又太平記に。大塔宮二所藤の弓。銀の鋲打たるを十文字に振り玉ふ。又同記に。銀の鋲打たる弓の普通の弓。四五人はり合せたるほとなるを。左の肩に打かけ。又同書に。銀のつく打たる弓のそり高なるを。帆柱にあてゝきりくとおしはりとあり。以上皆打釘を打たるを云也。又一說に。弓の弭の事をつくとも云也。源平盛衰記に。上下の弭に角入れたる重藤の弓持たりけるとあるは。うらはず本はずを。象牙などにてこしらへたるを云也。是は打釘の事にはあらす。弭の事也(弭の字ツクト假名を付てあるは非なり)。或人の說に。太平記に銀のつくとあるは。公家方にて近衞の官人の持つ弓の如く。銀を以てうらはす本はずをはりたる也といへり。此說非なり。

銀の鈨打たると云ふ。打の字に心を付てみるへし。打と云ふ詞にて。打釘の事を知るへし。又弭の事を鈨といふ事。古書に會て見さる事也（印板の盛衰記に上下の弭と云ふ弭の字にツクとかなを付たるは大に非也）。銀の鈨うちたるとあるからは。打釘うつ事まぎれなし。【白眞弓】とは。まゆみの木にてけづりたる白木の丸木弓なり。古歌などにしらま弓とよみたるは此事也。又やぶさめに用るしらま弓は白巻弓也。しらまきを略してしらま弓と云也。白巻とは黒ぬりの弓に。白き藤を巻たるなり。すなはち重藤の弓の事なり。寶弓兵鑑には。流鏑馬は神通のかぶらにしらま弓を持べしとあり。射手方聞書には。流鏑馬に弓は重藤。矢はかぶら也と有。古歌によめるしらま弓とは別也。【白木の弓と云は】ぬらぬ弓也。是も三所藤をつかふ。弓馬故實に。白木に藤つかふ事有ましき事也云々。是は三所藤の外に藤つかふへからすと云事也。白木は本式の的弓也。白木の弓にぬり弦かけべからす。ぬり弓に白弦かけ可らす。又馬上にはぬり弓を用。歩立には白木を用ゆ。そば白木村ごきなとは略儀也。是らの事古の定也。的出張記に見えたり。【二重赤漆の弓と云は】こき赤うろし木を薄赤うろしにしたるをば。ふたへ赤うろしと云也云々。竹をこき赤うろしにぬり。木をうすき赤うろしにてぬりて。矢すりかふら藤三所をつかふ也。赤うろしとは漆に何もまぜずぬるを云也。【ぬり弓と云は】うるしぬりの弓也。弓馬故實に。ぬり弓に藤つかふ事。先は三所藤をつかふか本也。其外はいづ方に成とも。心次第につかふへし。定法有へからす。惣別藤をつかひても其上をぬる事有ましき事也。藤は白くして置か本也。口うろしをさす物也云々。三所藤とは。かぶら藤二所（上はず本はすの付きわをよくまく也）。矢すりの藤（にぎりの上の方を巻）。以上三所をまく也。口うろしとは。藤の巻始と巻終の所。藤の下へうろしをさして。ほどけぬ爲にする事也。是は騎射弓也。【ふぢばなしの弓と云は】弓師弓を打て。いまたけづりたてずして。弭も切らず四角にしておくを。ふぢばなしの弓と云也。ふぢばなしの弓も。進物にする物也。弓握記に云。ふぢはなしの弓も。はり弓の如く。懸二御目一候數は。何張も同前。八朔に大内殿より公方様へ。五十張進上候つる。十張づゝなわにてゆひ候て進上候。別にこしらへやうはあるまじく候（以上貞丈雜記）。【一張弓八張弓等の事】。【八張弓】和漢三才圖會に云く。太平弓。本式飾。藤巻。蛇形弓。不レ加二彩漆異形一。羅形弓。似二蛇形弓一。而略飾レ藤。相位弓。藤數七五三以射二草鹿圓物一也。四足弓。卽繁藤也。藤數弭以上三十六。弭以下二十八。最漆彩軍中可レ用レ之。陰陽弓。雙藤用二婚禮及產祝之甚日一。福藏弓。弭有レ鈨。多用二戰場一。世平弓。納レ賑弓也。神祭恒禮用レ之。已上謂二之八張弓一。其委曲兵者家流所レ知也。本朝軍器考云。近世に傳ふる所。一張弓。八張弓などいふ事によりて。古に聞傳し所にあらず。おもふに神代の四弓などいふ事によりて。後代の人意見をもて。つくり出せる所なるべし。其中に怪物射るべき弓也。又常に枕の上にたつべき弓也抔いへる二張あり（蛇形弓。羅形弓抔云也）。昔白河院の御時御とのごもりて後。物におそはれさせ給ひしに。しかるべき武具を御枕の上に置るべき由。沙汰ありて。義家朝臣にめされければ。眞弓の黑塗なるを一張。進らせたりけるを。御枕にたてられて後。おそはれさせおはしまさゞりし由。宇治大納言物語にも。古事談にも見えたり。又仁平の比。近衛院御在位の時。兵庫頭賴政怪物射られし所も。滋藤の弓とこそ。平家物語には見えたれ（世に鵺滋藤と記は。賴政の怪鳥射られし弓の制也と申歟）。今八張弓の中にある。怪物射るべし。枕の上にたつべし抔いふ物は。黑塗にもあらず。又滋藤にもあらざるにや。但し源平盛衰記には。賴政朝臣の弓。滋藤たるよしは見えず。其弓の名をば。雷上動といひし由は見えたり。昔周公のつくらせ給ひし。周禮といふ書には。其世のつかさ〲の掌どれる事どもしるさせ給ひたりけり。其中に。庭氏といふは。秋官大司寇の屬官にて。國中の妖鳥を射る事を掌れり。あやしき鳥獸の。夜な〲聲ばかりして。其形見えぬをば。救日弓に救月矢をもて射る。あらぶる神の怪事をなすをば。大陰弓と。枉矢とをもて射る事あり。これらの事。周公の制り始給ひし所にもあらじ。古の神聖の時より。設け給ひし敎にこそあるらめ。我國の神代に。螢火のかゝやく神。五月蠅なす惡神。多にありて。磐根木株。草葉も。猶よく言語ことありしを。撥平よとて。天稚彦を下されし時。天にます御神の賜し弓と矢は。かの庭氏のつかさとれる物に。似たる義もありぬべし。周代既に滅給ひ。秦漢より後の代には。かゝる事掌れる官も。かゝる弓矢の制も。聞えず。姓をかふる事。千餘り六つ。年は二千ばかりもや經たりけむ。宋徽宗皇帝と申せしみかどおはしまし。我朝にては。堀河院の御代の末つかた。鳥羽院在位のほどにやあたりぬべき。その御代に黑眚とて。たとへば我朝にて賴政の射られし物のごとくなる物の。夜な〲宮中にあらはれて。怪き事ども多かりしかど。これをしづめむすべなくして。やがて世は亂れけり。彼黑眚の見えし事。仁平の比よりは。三十年ばかりもや隔りぬらむ。本朝にも。異朝にも。遠からぬほどに。似も似たる物の怪ありしこそあやしけれ。此の賴政朝臣は。仁平の度のみにもあらず。應保の比。二條院御在位の時も。鵺といふ怪鳥射られし由。平家物語には見ゆ。但し源平盛衰記には。平治二年の

夏。鵺といふ怪物射たりとも。又仁安元年の夏の事ともいふとしるして。二度射られしとは見えず。其後。後醍醐院重祚の後。建武元年にも。隱岐二郎左衞門尉廣有といふ者。紫宸殿の上にて。夜な〳〵鳴きし怪鳥を射る。かく我朝にては怪物射られし事。度々に及びしかど。彼周代の後には異朝には其の例聞えす。されば我國の人。射る事は。他國よりこえすぐれたりとは覺ゆる也。又彼八張の中に。産屋の蟇目射つべき弓あり(相位弓といふ歟)。周代の禮に。子生れぬるに。男子には。弧を門の左りにまふけ。女子には。帨を門の右にまうく。三日にして。始て保これを負ふ。男子なれば。射人の官。桑の弧蓬の矢六つをもて。天地四方を射る。女子には。しかせずといふ事あり(内則)。我國にて子生るゝ時蟇目射る事の始は。天孫此國に降り給ひし始。諸部の神。手に天梔弓と。天の羽々矢をとり。八目の鳴鏑をとりそへ。御前に立て。ゆきくだりしといふ事に起れる也。凡は天孫の降臨ましませしも。人の降誕るをも。其の義同じきが故也。されば。人の子うむ時。十二段ある祓の中。天孫降臨の段をよむ時は。其子必ず平に生るゝ事也とぞ。宣賢卿の說には見えたる(神代抄)。これらの事をおもふに。産屋の蟇目射ずる弓。我國の神の代の遺風ならむには。梔の木にて作らまし。さればおのづから他國の聖主の代の禮に相合所もありぬべき。されど彼産屋の蟇目射ん弓といふものは。これらの制とも見へず。平家物語御産の巻には。小松大臣桑弧蓬矢をもて。天地四方を射させらるとは見えたり。又産屋にて弓を拵する事あり。此事古き風俗にや。壽永三年鎌倉の賴家生れ給ひし時に。此儀ありけり(東鑑)。凡【鳴弦】といふ事。(ヒキメ參看)。何事によりて。何れの代にや起りぬらん。天照大神天の岩窟にこもり給ひし時。諸神神樂を奏し給ふに。弓六張を並て。これを彈せられしなど聞えしは。弓弦ならせし事の始にやあるべけれど。此事は和琴の始とこそいひも傳ふれ。後代に鳴弦などいふ事の始ともおもはれず。雷鳴の時。古は上卿兵衞佐をめして。御前に候せしめ。諸衞警固す。後代に及ては。藏人瀧口の弓を持て。御縁に候し。あるは。瀧口少々御壺にめして。鳴弦せしめらるゝ儀侍るなど。禁秘抄にしるさせ給ひたれば。此事又古よりありし事にぞ。堀河院御在位の時。おびえ魂ぎらせ給ふ事ありしに。義家朝臣南殿の大牀にさふらひて。御惱の刻限。鳴弦する事三度の後。高聲に前陸奥守源義家となのりたりければ。聞人身の毛よだつて。御惱必ずおこたらせ給ひしなど。平家物語にも見えたり。又八張の中に。つくうちたる弓もあるにや。凡は弓につくうつ事。矢こぼれせざらむ料にて。戰の急ならん時に便りある事なれば。古より此制はありき(太平記等の中。こゝかしこに見ゆ)。されど。世にいふ事のごとく。定まれる式ありとも聞えず。後是を併見るに。すべてはかの八張弓といへる物は。古の制にはあらず。又村刮側黑などいふ物も。近代の制也。そば黑の弓と云は。永正家中竹馬記云。そは黑の弓は。竹をぬらで皮を置也云々。竹をはぬらずして。そば木ばかり黑くぬる也(上下矢すり三所に白藤をつかうなり)。其中村刮の弓。尋常の人たやすく持ましき物也とぞ。世には申傳ふる。貞丈雜記云。八張弓と云事は。神代の四弓と云事を學ひて。定たる事なるべし。【神代の四弓】と云は。大貴靈尊の持玉ひし弓を坐陣弓と云。高皇産靈尊の天稚彦に給りし弓を發向弓と云。瓊々杵尊の天降り給ふ時。供奉の諸神の持給ひし弓を。護持弓と云。彦火々出見尊の持給ひし弓を。治世弓と云よし。神道家の說也。されども日本記。舊事記。古事記など云上古の神書に。坐陣弓。發向弓。護持弓。治世弓などゝ云名は見えず。後に名付たる名也。此神代の四弓に名を學ひて。しげ藤。本しげ藤。ぬり弓。白木。そば白木。村ごき。二所藤。つく弓などゝ云名は見えたれとも。太平弓。蛇形弓。羅形弓。相位弓。四足弓。陰陽弓。福藏弓。世平弓等の八張の名は見さる也。又流儀によりて八張弓の名も違たり。本は小笠原家にて定めし事にて。それよりして外の家々にても。少つゝ藤の數等をも名をも替へて。某の流は如此と流儀を立たる物なるへし。小笠原家は。足利殿の御代にも。弓馬の御當流といひたる事なれは。小笠原の說を本とすへし。又外に一張弓と云物有。常の弓の形にあらず。兩頭の蛇の形にかたどるなどゝ云。外國の弓に似たる形を作り。にぎりより上三十六所藤を卷て。不動明王の三十六童子。又三十六禽にかたどり。にきり下廿八所藤を卷て。廿八宿にかたどり。又は法華經の二十八品にかたどるとも云說あり。いぶかしき物にて用がたし。其の外九張弓。十張弓などゝて。さま〳〵の名を付たる物あり。何れも古書には見ざる弓の名どもにて。甚いぶかし。後人の作意にて。作り出したる物共也。」四季草云。近世一張弓といふ事をいひ出して。是天照大神の弓彇を振起給ひし時の弓なりとて繪圖あり。其圖を見るに。外竹を朱漆に塗り前竹を黑漆にぬり。握より上に三十六所藤を卷て。地の三十六禽にかたどり。又大日經の三十六童子にかたどる。又握より下に廿八所藤を卷て。天の二十八宿にかたどり。又法華經の廿八所にかたどる。弭の形をば。魚の尾の形の如く作る。又一說の一張弓は。上下の弭の形を。龍の頭にして。舌を出して弭とす。是を蛇頭形と云。是は神功皇后の御弓の製なりともいふ。又神代の弓なりともいふ。また右兩品ともに。曼荼羅弓とも名づく。是皆僞作物なり。用ふる事なかれ。廿八

宿二十六禽などいふ事。神代卷などには見えず。應神天皇の御代。始て文字渡りて。それより以後天文陰陽の書ども渡りしなり。大日經 法華經なども神代にはなし。欽明天皇の御代佛法始て渡りてより以後。さまぐの佛經渡りしなり。是にて僞を考ふべし。又龍の頭を作りて。蛇頭弓と名付しは。龍も蛇も同じものと思ふにや。愚なる事なり。笑ふべし。又云。十張弓の事。十張弓之卷といふ書あり。十張といふは作形弓。紫話弓。箕弓。腹形弓。弦音弓。雞形弓。流弓。水阜弓。剋龍弓。白桐弓是なり。此十張の製作の式を記し。又外に十三個條弓矢の事を載て。終に應永廿四年七月十有五日。小笠原備前守持長。同民部少輔持清。寛正五十月日。多賀豐後守高長。同豐後守高忠と記して。次に年月なくて。水島卜也之成。伊藤甚左衞門幸氏と記せり。小笠原多賀等の名を記たれども僞書なり。水島が例の妄說なるべし。十張の中。流弓は柳にて作り。白桐弓は桐にて作るといふ。柳も桐も弓材にあらず。古書に曾てなし。又通矢の事を記せり。應永寛正の頃。通矢と云事なし。其外小笠原多賀の記と違たる事あり。然れば十張弓は。水島が妄作疑なし。水島卜也といふ者。小笠原流と稱して。僞作妄說する事甚多し。八張弓九張弓といふ名あるより。またおもひつきて。十張矢といふ事を妄作したるなり。九張矢とて。重藤の矢を九品あつめたるものあり。是れは八張矢出來たる後ちに。又此の名を定めしなるべし。【弦の事】貞丈雜記云。矢の弦は。麻苧を水に少の間ひたし。頓て取上け短き竿に付て。苧の所を以て壁を打てはっちゝみ出來るをかはかして。こきのはして弦のふとさ程に取わけて。繼き〳〵してさす是通例也。如此したるよりも。苧をうみてそれにてさせば強しと云。然れ共うみたる麻にては弱し。さしつきたるは強き也。或人云。苧をみづくは婦人のわざ也。矢に婦人の手をふれたる物用ひかたしと云々。貞丈云。然らは男に苧をみづかすへし男もなる也。又云。婦人も經水をみる間は穢あり。經水見さる時は穢なし。禁中の神事に婦人其役に隨ふ事多し。又伊勢の齋宮。賀茂の齋院は天子の御女也。神社に巫女神樂を奏する事有。男は陽也。女は陰也。陰陽は天地自然にそなはりて一方かけては天地の道にあらす。依之神道にては婦人を忌む事なし。只經水の穢の間は其穢を忌むはかり也。女人禁制といふ事は佛法にて云ふ事也。されは弦苧を女にみづかする事何の憚なし。たゝ經水の間はいむへし。軍器に女を忌む事も右の趣を以准し知へし。【弦を作る事】日置宗圓と云八十歲餘(寛永の比八十歲也)の老人の說に。苧を績苧の如くうみて。かせの如くにへて水につけ。よりをかけて米俵をつるしこきたるが能と物語也云々。弦の苧は出羽の山形より出るからむしと云苧。强くしてよしと云へり。弦にびくくすれは。松やにゝ油をまぜて火にあたゝめてぬる也。四季草に云く。弦を作るをさすと云ふ。さしつぐの略なるべし。長門本の平家物語に。惟能はへりぬるのゑほしに。引柿の直垂うちかけ。引かたぬいて矢の弦をさしついで居たる所へ。伊村歸り來りけりと見えたり。本朝軍器考云。弦は。古は皆驀弦也しを。中比より白木の矢には。白弦を用ゆる也といふ事あれど。古も白木の矢には。白弦かけしにやと見ゆる事もあり。其比武官の人は。皆塗弦なれは塗弦たる事はいふに及はず。又今の塗弦は。必ず箬だまりあるにや。昔は塗弦あり。せき弦あり。滋藤の矢に。せき弦かけしなど源平盛衰記に見えしも。よのつねの塗弦に同じからればこそ。かくはしるしたれ。又俗に闕弦とかくは。あしからじ。禦弦とかく由は。いかゞあるべき。異朝にては。矢に矢はぐる事を闕すといへば(孟子左傳等に見ゆ)。闕の字を借用ふる。その緣あるにはしかじ。異朝の弩の弦の羽管纏などいふ物此類也。又ふせ弦と云ふあり(ふせ弦。せき弦。其制少く異なりと見えたり)。又むかしは。弦を一條二條などしるす。今の俗には。一筋二筋とかく也。雅俗の字は同じかられど。となふる所の異なるにはあらず。又一張とは。七筋をいひ。一桶とは。二十一筋也。又替弦といふ事も。昔は副弦(令に)。又は儲弦とも(日本書記)。又設弦ともしるせり。一つには。宇佐由豆留ともいひし由。舊事記には見えたり。弓の木。竹を付る膠は。野猪の肉を煮てとらかしれりかためたる物也。是をにべと云也。【ぬり弦】とせき弦とは別也。ぬりつるは常の弦をそのまゝうろしにて黑くぬる也。是は常の騎馬の時のぬり矢にかける也。せきつると云は。弦にくすれを引て。絹糸にて卷て柿しぶを引て。其上をうるしにてぬる也。しめのせきつると云は。射しめたる弦をせきつるにしたる也。のびちゞみなくてよき也。射しめたるならではせくましき也と。挾物記にあり。射しめたるときは射ならしたると云事也。【せき弦】は軍陣に用る也。挾物の記日置流法要錄抄の(何れも足利殿時代の書なり)おもむきは。弦を糸にて卷き。うろしにてぬる事をせくと云ふ也。しめのせきづるの事。前にしるすことし。又古伊勢國關といふ所にて作り出す弦を關弦といひ。坂の下といふ所にて作り出す弦を。【坂弦】といひたる事あり。北畠教具卿の記。一條兼良公の尺素往來などにみえたり。是等は名物なるゆゑ。其所の名をそへて云也。關といふ所にて作りし弦にも白弦もあるへし。せきたる弦もあるへし。坂弦といひしも其如くなるへし。せき弦のせきと云ふ詞は弦のこしらへ樣也。關といふ所の名を以ていふにはあらず。弦をせくと云詞

のせくはふせく心也。弦に絹糸を卷て。ひれりめのもどるをふせき。雨露にぬれてはよわる故。うるしにてぬりて雨露をふせく心也。されは禦弦と書也。禦の字はふせくと云字也。又鬪弦とも書くは加の鬪と云所より出る弦をいふ也。弦の上せき中せき。下せきと云事を。昔はせきと云はすして。つくりといひし也。細川高國の小的の書(外題に小的事とあり)。弦下のつくりよりきれてと云事あり。弦をさすと云は。本はさしつぐと云也。さしつくと云事を略して。さすと云。段々苧をさし入て長くつく也。法要錄抄(室町殿時代。日置流の書)に。しめのせき弦の事。射しめたる弦をせきたるを云。射しめたるならではせくまじきなりと見えたり。又軍陣聞書(永正八年。小八木若狹守忠勝が記なり)に。式の矢の弦は卷弦なり。ぬるやう。卷弦とは常　弦の上を。苧にて太刀のつか卷如く。ちがへて卷くをせきづるといふなり。又一方へ卷事もあり。それをも卷弦といふなり。それは畧儀なり。卷弦をば先能々射ならして後。卷てぬるなりと見えたり。また同書に。弦卷は弦を卷きおく物也。今もみなくちといふ所にて作り出す也。古は皮にても作りし也。みなくちにて作るは草のくきにて作る也。今の弦卷はまんぢうを二つ合せたる如く丸みあり。古の弦卷は。算盤の玉のごとく杉形のやうにてありし也。中の穴もせばし。今のは穴廣過る也。

【坂弦】髙禮儀の次第云。さか弦の事。さかの者のさしたる本弭ばかり作り納めて。いまた末弭をばつくらずして。其まゝなるをさか弦といひ。つかのつるとも云也云々。つかは松城也。職人歌合に「松坂ゆつる〳〵と云詞あり。」」の哥にあり。

【布施弦】布勢の海越中國射水郡にあり。多胡海とも云。此所の名産也。四季草云。矢の弦輪に卷く絹をつるぎぬといふ。本名はつるさいでといふなり。小笠原光淸矢之記。岡本記(岡本美濃守緣持記なり)等に。つるさいてと有り。さいでは節用集に割出の二字を出して。布切也と注したり。布にかぎらず。絹にても裁はづれの小ぎれの事なり。さいでは割出なり(サキ。サイ。音通ずるなり)。また貞丈雜記に云。【だうほ】矢の弦をこしらゆるとき用る物也。古はどうほうと云し也。諸書當用抄に云。たうほうの長さ四寸なりとみえたり。閑田耕筆云。弦賣の事。五條の東(今の松原通なり)。愛宕寺の内に一種類あり。矢の弦を賣を業として弦めそといふ。是れは賣聲につきて名によふ成べし。めそはめせの通音にて。むかしはつるめそ〳〵と賣ありきしならん。橋辨慶といふさるがくの能の間に。弦うるもの五條橋の邊にて。牛若に出あひて迷惑せるよしの所作有。其通街のさまをもて此ものを出せる也。此もの文字にて犬神人とあるを解せさりしが。森川高尹神人に似て非なるものゝよしならん。犬櫻犬蓼の例也といへるは誠に然るべし。連歌の筑波集に傚ひて。犬筑波といふ俳諧の書も有を。古よりいふ俗語成べし。神人とは此者もとより。淸水の城主權現の神祭に預るよし。又祇園會の神輿を守護し。頭を白布にて包み。棒を携て先導せるもの六人。次に甲冑を帶たる者許多行列す。けに神人に似て神人にあらさる也。かく神事に供奉せるかとおもへは。又東西本願寺。佛光寺等。御門主の葬儀には此の者かの祇園會の先導の姿にて出たち。荼毘のことを行ふ。

【弦さひで】貞丈雜記に云く。今世つるきぬと云物にて。弦輪を卷く絹の事也。さいでと云は。割出と書て絹などの裁はつれの小きれの事也。古板の節用集に。割出の二字を出して。サイデと訓を付たり。後撰和歌集卷七。秋の歌の下に云。「もみちといろこきさいてとを。女のもとにつかはして源のとゝのふ「君こふる淚にぬるゝわか袖と。秋の紅葉といつれまされる」。淸少納言枕草子に云。すきにしかた。戀しき物かれたるあふひ。ひいなあそひの調度。ふたあゐ蒲萄染などの。さいでのをしへされて。さうしのなかにありけるを見つけたる云々とあり。本朝軍器考云ふ。

【弦袋】兵士每レ人弓一張弓弦袋。副弦二條を自備ふべしと。軍防令に見たり。和名抄には。唐式の諸府衞士弦袋といふことを引けり。源平盛衰記に見えし。長兵衞尉信連かいひし所は。弦袋といふは。後の內侍所のみかたちを。かたどれる也。衞府の官は。淺官なれは。地下にして奉公を效す。されはたゞ人にまぎるべけれはとて。內侍所の御かたちを學びて。弦袋を賜ふ。左右兵衞尉赤皮。左右衞門尉藍皮。これをもて侍の品をしるとぞ見えたる。源義光の兵衞尉を辭し申して。陣かけたりけんも。此物なるべし。信連がいひしところ。たしかなる據ありとは見えれど。今其形を見るに。まこと神鏡をうつされしなども。いふべき物也。これ儲弦を卷なん料なれば。世には又弦卷ともいふにや。壒囊抄に弦袋。弦卷。別にわかち出たせるは。あやまれるに似たり。これを帶むずるやうをも。今はよくしれる人多からぬ歟。四季草云。弦袋とて。近世緞子錦其外織物にて。小兒の腰に付る守袋の如く。四角なる袋を縫て弦を入るなり。その制少しづゝ違あり。是は古制なりといふ物もあまたあれとも。皆一樣ならず。用ふる事なかれ。弦袋といふは即弦卷の本名なり。弦卷といふは弦袋の俗名なり。袋といふによりて縫ひ作る物なりと推量して。織物などを以て。袋を縫て用ふるなるべし。袋といふは縫たるものゝみ袋といふにはあらず。類聚雜要抄に見えたる尺袋といふ物。紫檀の木にて作りたる物さし筥なり。又民家にてやり戸を納め置く所を戸袋といふ。調度どもを納め置く棚を袋たなと云ふ。

鷹の餌を入る籠を餌袋といふ。すべて物を納め置く物を袋と名付る事あり。弦卷も弦を卷て納め置く弦なるゆゑ弦袋といふなり。古の弦卷は四角なる形にあらざる證據は。源平盛衰記に。高倉宮にて長谷部信連戰の條に。弦袋といふは。後の內侍所の御かたちをかたどれるなり。衞府は淺官なれば地下にして奉公を致す。さればたゞ人にまぎるべげればとて。內侍所の御かたちを學びて弦袋を賜ふ。左右の兵衞尉赤皮。左右衞門尉藍革。これを以て侍の品を知は國王の御寶なれば。非分共難をのがるべき笠じるしなりと。信連がいひし事見えたり。內侍所は天子の御寶の鏡なり。鏡は丸き物なり。弦袋も丸き物なり。されば弦袋は內侍所の御鏡の御かたちをうつしまなびたる物なりといひしなり(赤皮藍皮は。弦卷を包餝るを云ふ也)。弦袋を古は太刀に付しなり。太平記に青砥左衞門。出仕の時は木鞘卷の刀をさし。木太刀を持せけるが。叙爵の後は此太刀に弦袋を付たりと見えたり。奧州後三年合戰の繪。其外古畫どもに畵きしを見るに。太刀に弦袋を付たり。其弦袋はみな弦まきなり。織物などにて四角に縫たる袋を太刀に付し躰は一も見えず。これらを以て。弦袋といふは弦卷の本名なる事を知るべし。壒嚢抄に。弦袋と弦卷と二つの名を出せし事は。兩品同物なれども。二つの名あるゆゑに。世俗の詞に隨ひて。兩名を出せるなり。貞丈雜記云。太刀に弦袋(つるまきの事也)付るには。革を細く裁て弦袋に通しわなにして。そのわなに太刀の帶とりを通して太刀をはく也。弦袋は太刀のあし二つの間にあたる也。貞昌記に云。つる卷の革のひろさ五分程にして。かめいれにしてつけへし。かはさきを三つかしらにきれ。二つのさきより合へは。龜甲に成て祝言也。太子なんどの誕生の時。つるまきの無之太刀を參らする事なかれ。不祝言也云々。弦袋(弦卷の事)。今は專ら江州水口細工の葛にて組たるを用ゆ。古は革にて作りし也。左右兵衞尉は赤皮。左右衞門尉は藍皮のつる袋を用ひし由。源平盛衰記に見えたり。いため皮にて下地を作り。赤皮藍皮にて縫ひ包む成へし。

太刀に弦袋を付たる圖

【弓袋】和漢三才圖會に云く。韔(音帳)。鞬同。和名由美布久呂。按。相傳本朝韔以二一幅布一爲レ之。長九尺。括餘六寸。打垂一尺二寸。褫十二。風帶長一尺二寸數四。其表黑革。裏赤革。纐纈黑革也。紐革一寸。有二家傳異同一。不二枚擧一。記二其大槪一。本朝軍器考云。弓袋の事。すでに延喜式に見えたり。和名抄にも。說文並びに唐式を引て。此物を載せたり。されど異朝にて韔といふ物は。我朝の制に同じからず。三禮圖六經圖毛詩圖等に見えたり。我朝にして。古へは武士の事ある時に。必ず弓袋指を具しけり。年中行事圖に。撿非違使の下部等。各其主の冑着て。袋にせし弓とも捧けし見えて。其餘後三年合戰圖西行法師卷物など云ふ物どもに。此儀見えなり。又畠山二郎重忠白旗白弓袋をさゝげて。前右兵衞佐殿の御陣に參りしなどいふ事も見えたり(源平盛衰記に)。しかるに。世には此物鎌倉殿上洛の時より始れり。又袋にすべき弓。殊に大事の物なりなど申傳ふる歟(八張弓の中。世平弓といふを袋にすへしといふ歟)。誤れるに似たり。建久六年の夏。入洛の日。御弓袋指一騎具せられし由。東鑑にしるせるなどを見てかく傳へ誤れるなるべし。弓袋の式も家々につたふる故實。同じからぬ歟。今は大やう水色に紋を繪かくにや。古には其色定まれるにもあらず。源氏催促して。平家を亡し奉らむとて。白旗白弓袋になり返れると云ふ事。源平盛衰記には見えし。そのかみ源平兩氏に屬せし武士の。旗弓袋ごときも。各兩家用ゆる所の色にしたかひしに。源氏すでに滅び。平氏さかふるに及ては。國の武士等ことぐく赤き色を用ひしに。源氏又兵を起すに及ては。皆白色になり返れるにぞ。されば弓袋の色定まれるにはあらず。また軍用記に云。弓袋の事。地は布也。十九といふ布を用ふへし。然ども後世なき布なる間。只うつくしき布を用ふべし(地の厚き布を用ふへし單なり)。袋長さの事。弓にくらべてうらはづより上餘る分一尺二寸。本はずより下餘る分も。一尺二寸なり。はゝは二寸五分又は三寸なり。布をたてに二つに折てぬふ也。寸尺はたかばかりの定也。袋染やうの事。こい淺黃也。紋五つ付る兩方にて紋十なり。紋の大さは袋のはゞに隨て相應にすべし。紋の色は白し。公方樣も御旅などの時は色淺黃也。軍陣などの時は大將軍のはしろ布なるべし。縫樣の事。ふせぬひなり。うらはず本はずよりあまる分一尺二寸の內。一尺ほころばすべし。端はかたひらのすそのことくぬふ也。又うらはずの方は縫ふさきもする也。好みに任すべし。うらはずより上餘る分を。うつたれといふ。本はず

より下餘る分をくゝりあましと云。ひたをとる事。うらはずの方に。十二のひたを取なり。本はずの方にはひだをとらず。ひたは片〳〵に六つひだつゝなり。菊とぢの事。うつたれとくゝりあましをのけて。弓のたけの分を三つに折て。二所のをりめにきくとぢを付る也。又上下のほころはしたるきはにも。一つゝ付る。以上四所なり。きくとぢの革は黒かわ也。廣さ五分結て長さ一寸五分計なり。左前にならぬやうに結ふべし。けしやう革の事。裝束革ともいふ。うらはずの頭のあたるへりに付る也。しやうぶかわ上。ごめん革を下に重ねて付る。革の廣さ一寸二分斗。先をけん先に切るべし。長さは二尺四寸也。二つに折て一方へたるゝ分壹尺二寸うつたれと同し長さ也。たかばかりの定也。ごめんがわとは正平革の事也。けしやう革の事。しやうぶ革ごめん革を重て。二つに折て折めをたてに刀めを入て。其穴の内へけんさきの方を一つくゞらせ。引出してそのもしれたる所を袋にあてゝ。ほそき黒かわにてゆひ付る也。化粧革の事。ごめん革なき時は。にしき革を代りに用ゆべし。にしき革とは紫地に白く小紋を出したるかわ也。一名をおもてがわとも云也。又ごめんがわ斗。又黒革をも用る也。但畧儀なり。ごめんがわはかき色に白くもんを出したるかわ也。けしやう革は。袋の折めの方に付る。きくとぢはぬひめの方に付る也。化しやう革をゆひ付る緒は。黒革なり。はゞ二分斗長さ壹尺五六寸斗也。むすびて後あまりは切捨べし。ゆひ付やう結やうあり。結びあまり二寸ほど。輪の所鋑の丸さより太し。本はすの方のくゝり緒。長さたかばかりにて三尺。但ふさ共にふさ長さ二寸斗。ふとさは細き矢篦ほど也。色は紅也。緒のまん中を下のほころびの上のぬひめの所に。乳を付て緒を引とふし置べし。弓を袋に入て三卷まきて。もろわなに結ふ也。弓を袋に入るには。外竹をぬひめの方へなして入べし。弓袋持時も縫めの方をかたにあて。にぎりより四五寸下を持べし。弓ぶくろにははづし弓を入る也。弓をふくろより出し入るには。本はずの方の口より出し入る也。しやうぞくがわの方はとく事あるへからず。弓袋のひた。かた〳〵に六つゝ兩方合せて十二也。兩方對になるやうにひだをとるべし。右は右へひたをふせ。左は左へひだをふせるなり。【菖蒲革】は。地をもえき色にして。あやめの花と葉の形を小く白くならへて。そめ出したる革也。御免革はかき色に。白く紋を出したる革也。弓袋指と云役あり。ゆぶくろさしとよむ。主君の弓袋を馬上にて持つ役人也。古は式正の時は必此役人をめしつれられし也。建久六年の夏賴朝卿入洛の日。御弓袋指一騎具せられし由東鑑に見えたり。此外東鑑所々に見たり。弓袋差とは。弓袋持と云事也。指と

キクトヂ

袋革ナリ裏

ウツタレ

クヽリアマシ

一此方ニヒダヲトル一方六ヒダヅヽ
両方ニテ十二ヒダ

ケシヤウ革シヤウブ革トモ云

ヌイメ

モン

ゴメン革下シヤウブ革上

云はさゝぐると云ふ事也。弓袋捧也(さゝぐると云ふは。さしあぐるの略語。弓袋をさゝげて持つと云ふ事なり)。主君の弓を。弓袋に(弓袋裝束革有)納めて持也。是を持つ役人は鎧腹卷など着て馬に乘て持也。主君の馬の先に乘る也。後三年合戰繪の末に見えたり。東鑑にもみえたり。近世の人弓袋さしと云を。さしとはからかさなどをさすごとくに。弓袋を主人の頭の上にさし懸る事と思ふはあやまり也。近世の人の畵がきたる繪を見しに。主人歩行するにうしろより。弓袋を主人の頭の上へ。からかさをさしかけたる如く。さしかけたる躰をゑかきたり。わらふへき事也。公方樣(室町殿)御弓袋の事。諸家當用抄に(北畠宗記)云。公方樣軍陣の御弓袋は。重織物にきりの丸を三所に付候也。丸は白地は赤し。きりは白葉をはむらさきもえ黄也けしう皮立しやうぶ紫皮を重ぬへし。公方樣常には御弓袋御持せ候事はなき也。犬の時軍陣の時は有也。犬の時はあかく無紋也(重織物とは二重織物の事也。織物の上に縫紋をするを云也。白葉をはむらさきもえき也とは。桐の葉を白糸にて縫ひ。紫萠黃糸にて色とるを云)。猶ホロの部に弓母衣の事を載たり。參看すべし。

【調度掛】テウドカケを見よ。

【鞆の事】軍器考云。古事記に竹鞆としるされたれば。始は竹にて作られし物にや。釋日本紀には。延喜式に見えたる神寶の注を引て。注せられたり。式に見えし所は。鹿皮をもて縫ひ。胡粉を塗りて。墨をもて繪かくよし見えたり。須佐能乎命の御子盤坂日子命國巡行ます時に。出雲國惠曇鄉に至まして。國の形。鞆畫のごとくあ

るかなとのたまひしより。かくは名つけしよし。彼國の風土記には見えたり。さらば。神代のむかしより。鞆には。かならず繪かくものにや。まさしき物をばいまだ見れど。近比大神宮に進せられし。御鞆の圖をば見る事を得たりき。その形も。その繪かきしものも。共に世にいふ鞆繪といふ物には似てけり(世にともゑといふものは。水のうづまく形なれば。巴の字を用ふといふなり。されどもふるき物に。皆鞆繪としるせり。但し吉部秘訓に圖せし所は。鞆繪かきし物にはあらず)。式に見えし兵庫寮にて作り進らせし御鞆も。熊皮にて作れる物也。されば此物は。熊鹿等の皮をもて作るべし。其の中を虚にするなれば。弓弦觸るゝ每にその音あり。萬葉集の歌に「丈夫乃。鞆乃音爲奈利。物部乃。大臣。楯立良思母」などよみしも。此の事とぞ見えたる。應神天皇の御事を譽田別尊と申せし御事。御腕の上に宍生ひて。其形。御母の皇后の新羅伐給ふ時。雄裝してはき給へる鞆に。似給ひたりけり。古の俗に。鞆を褒武多といひしかば。かくは名づけ申せしといふ也(日本書紀)。古き賭弓の圖に。鞆はきし人畫きしを見しに。まことに腕の上に宍の生る形の如くにはありけり。鞆の字は。韻書等にも見えず。源順も鞆字。楊氏漢語抄日本紀等には見えたれと。本文いまだ詳ならずといひけり。四季草云。鞆は形丸くして中は空虚なり。鞠の如く革にて縫括りたるものなり。伊勢の神寶は鹿の皮にて作り。常に射手の用る鞆は熊の皮にて作るよし。延喜式に見えたり。古は鞆張と云ふ工人ありて作りしが(鞆張は。續日本紀天平勝寶四年の條に見えたり)。後世絕たるによりて。今は大神宮の神寶の鞆は。木にて作り黑くぬりて。銀粉にてともゑの紋を畫きたる物なり。古代は鹿の皮にて作り。胡粉をぬり白くして。墨にて文畫し由延喜式に見えたり。古今の制かはりたり。鞆の圖は吉部秘訓抄に見えたり。軍器考の圖式にも載たり。古代弓射る人は左の腕に鞆を結付て射しなり。是弦にて腕をはじくを防がん爲の設なり。鞆に弦あたれば鳴音あるゆゑ。萬葉集の歌に「ますらをの鞆の音すなり物のふの。おほまうちぎみ楯たつらしも」とよめり。貞治五年。二條攝政良基公の。御所の年中行事歌合の事書に。射場始は。すべらき弓場殿に出させ給ひて。弓を御覽ずるなり。公卿以下束帶にしてこれを射るなり。袖のよそほひやうなど家々の口傳侍るべし。ゆがけさし鞆などつけて弓射るやう此頃知れる人すくなきにやと見えたり。貞治の頃既に鞆つけて弓射るやう知る人少きやうになりたり。今の世に知る人なきはことわりなり。鞆の事を上古はからともほんだともいひしなり。日本紀に見えたり。鞆の字は唐土には無き字なり。日本にて作りたる字なり。和名抄に蔣魴切韻を引て。弢在レ臂避レ弦具也といふ文に據て。弢音早和名止毛と注したり。鞆を弓籠手の事とし鞁の事とする說などはみな誤なり。用ゐるをなかれ。古事記傳云。竹鞆。鞆は大神宮式神寶中に。鞆二十四枚(以二鹿皮一縫レ之。胡粉塗。以レ墨畫レ之。納二檜廁筥二合。徑一尺六寸五分。深一尺四寸五分。着二緒一處。用二紫革一。長各一尺七寸。廣二分)。兵庫寮式に。熊革一條鞆料(長九寸廣五寸)。牛革一條鞆手料(長五寸廣二寸)と見ゆ。これは天皇御射の料なり(四宮記云。天皇欲二御射一時。侍臣一人。候二御座南方。奉二御鞆。張二御弓。又持二御矢一とあり。持統紀七年。親王以下諸臣。各備儲る兵器の中にも。鞆一枚とあり。そのころまでは。なべて用ひしことゝ見ゆ)。大神宮儀式帳に。五十鈴宮地のことを。弓矢鞆音不聞國と見え。萬葉一(二十八丁)に。丈夫之鞆乃音爲奈利云々。七(十六丁)に。丈夫乃手二卷持鞆在之浦間乎(こは地名に云かけたるなり)などよめり。師云。鞆は射るに左臂に着る物にして。形は吉部秘訓抄にも見え。着たる樣は古畫に見ゆと云り。さて此は。何の料に着る物ぞと云に。古歌などにも。鞆にはみな音を云るを思へば。此物に弓弦の觸て鳴る音を高からしめむためなり。音を以て威すを。かの鳴鏑なども同し(然るを師は袂をおさへ。弓弦を避る物なり。故に弦のあたる音あるなりと云れつる。已もさきにはさることゝ思ひしを。後によく思へは。然には非ず。近きころ伊勢貞丈も。音のためなりと云り。その考に或以爲二鞆是避レ弦之具一也。是本二于和名抄弢字註一者。而非也。夫弦觸レ腕者拙射之一癖也。何有レ設二其具一乎と云り。まことにさることなり)。さて此物を作るをは張と云しにや。續紀十八に。其工人を鞆張と云り。備後國世羅郡にさる鄕名も見えたり(和名抄に。弢字を止毛とせるはあたらず。又書紀應神卷に。上古時俗號レ鞆謂二褒武多一とあるも。傳の誤なり。又書紀に。加良と訓を付たるは。柄字と思ひまがへつるにや。とまれかくまれひがことなり)。竹は借字にて。書紀の字の如く。高の意にして。鳴音の高きをいふなり。抑鞆は音物の省りたる名にて。竹鞆は高音物なり。

【蟇目】【鳴弦】とキメの條にあり。

【弓の稱呼種々あり】貞丈雜記云。弓を一ふくら。二ふくらと云事。一枚二枚と云也と。小笠原殿聞書に有之と用害記に見えたり。一ふくらと云は。はづし弓にて射場馬場などの間數をうつ時。弓づえ一枚と云事を。一ふくらとも云也。弓に一ちから二ちからと云事。貞丈雜記云。弓のけづりくずを兩手にてほこ／＼とにぎりて。一握一ちからと云也。弓馬秘說書札雜々聞書にあり。」左の手を弓手といひ。右の手

を馬手といふ事。同書云。左に弓を持ち。馬に乘て右には手綱を取る故也。古の武士は馬に乘る程なれば。必弓を持し也。多賀豐後守高忠聞書に云。むかしはいつも馬の上にて。弓をもたぬ人をばおかしき事に云也。されば弓を我がもたぬ時は。人に持たする間。ゆがけを馬の上にてさすは何時も弓をとりて射べき爲也云々。されば左に弓持故。弓手といひ。右に手綱をもつ故。馬手と云也。馬手を妻手と書く事あり。妻の字用るは惡し。又雄手雌手と書くも惡し。古書にはなし。弓手馬手と云事本也。【弓矢の贈物】又云。弓に征矢をそへて進物にするには。弓は重藤也。矢をは必箙にさす也。征矢斗の時も箙にさすへし。【弓を賜はりたる時の禮】之を執りて拜舞すること。一般の祿を賜はりし例に同じ。是王朝の頃の禮なり。今相撲が弓を賜はりて之を打ふり打かつぎて舞ふこと。當時の風の遺れるなり。スマウの條に圖あり參看すべし。

【異種の弓】左に異種類の弓を記すべし。【楊弓】ヤの部に。【破魔弓】ハの部にあり。

【半弓】軍器考云。世に半弓といふ物は。異國の制にてある也。されど。かの國々の弓も。古より今に至て。其制ことに多かり。本朝の制に準れば。たゞ其長の短かければ。我國の弓の半也といへる義にぞあるべき。今は世に彼の制に倣ひ造れるものあれど。彼國々より來れるには及がたし。異國の弓我朝に來れる事は。神功皇后攝政の四十六年。我朝の使人に百濟の肖古王のあたへし物の中に。角の弓箭見えたるをや。始とすべき。其後は蕃國の使人等來れる時。角弓賜て射さしめられしなどいふ事。世々に見えたり。又唐書杜氏通典等に。我國の使者。蝦夷人と偕に朝す。其鬚長さ四尺許。箭を首に珥む。人をして瓠を戴き立つこと。數十歩。射るに中らすと云ことなしとしるせり。齊明天皇五年七月。唐國に使を遣されし時。陸奥の蝦夷を以て。其天子に示されしと見えし事にや。今蝦夷弓矢の制を見るに。是又半弓と云物也。弓長さ三尺七寸餘。其地に產する。たつこと云ふ木を。削成して作り。樺皮を纏ひて。弦には。草皮三條を組たるを用ゆ。矢の長さ一尺二寸許。松枝を削り成し鵰鷹等の羽四つだてにして。鏃には。鹿の足骨を用ゆ(たつこ。此方の俗に伽羅木と云ふ歟)。

【弩】言海に云く。おほゆみ。弓の甚大なるもの。數十人にて發するものあり。軍器考云。本朝の弩は。むかし神功皇后の制出させ給ひし所なり。大唐にも弩の名あれど。我國の器の勁利なるにしかざるよし。善相公の封事には見えたり(本朝文粹)。されは。令にも。軍團ごとに强壯ならん者二人を定めて。弩手に分充て。衞士も事故なからん日は。當府にて發弩拋石を教へ習はしめよと見ゆ。其制は。弩と云ひ。手弩と云。二式あり(三代實錄)。又世々の格式を見るに。陸奥出羽太宰府はいふに及ばず。壹岐。對馬。長門。因幡。伯耆。出雲。石見等の邊要の地には。弩師を置れて。これを教へ習はしめらる。其後肥前。肥後。伊豫等の國々にも。望み請によりて。弩師を置る。然るに延曆の十六年。永く太宰府の弩師を停廢せられしより。其の器のみ有て。これを善くするものなかりしかば。弘仁の比ほひ。ふたゝび弩師を置る。これ彼府の請による所也と見えたれば(弘仁格にもろ〳〵邊要の地の弩師停廢せられし事。延曆の詔旨にやあるらん。承和にも鎭守府の請によりて。ふたゝび弩師置れしとぞ見えたる(貞觀格)。貞觀。元慶。寛平の比ほひ。隱岐。越後。越中。能登。佐渡等の國にも。その望請ふによりて。新たに弩師を置る。いくほどなくて。延喜の比に及びて。彼相公の封事には。其才技のみにかく。機弦を用ふる所を知らざるよし。歎き申されけり。されど陸奥前後十二年の戰の中に。弩を發し。ふせぎ戰しなど見えたれば。此比迄は猶此物ありき。其後の代に至ては。さばかり他の國よりすぐれたる戎の器ある事をだにしる人まれなれば。其制はなを傳はらず。ちかき比は。異朝の制に倣ひしもの世に見え侍れど(諸葛弩の類也)。其制くはしからぬにや。いまだ其勁利なる事を見ず。日本史(兵事志)云。弩之制昉ニ於上世一。傳言。神功征韓時所ニ刱意制造一。勁利無レ比。唐國雖レ有レ弩。不レ及遠甚。於ニ兵械中一最爲ニ神奇一(本朝文粹)。中世又有ニ手弩一(三代實錄)。蓋弩之小者也。廢帝寶字中。始置ニ太宰弩師一(續日本紀)。其後以三鎭守府及陸奥。出羽。俱居ニ邊要一。皆置ニ弩師一(日本後紀。類聚三代格)。仁明帝時。島木史眞制ニ新弩一。四面可レ射。回轉易レ發。蓋仍ニ舊制一而加レ巧者也。承和四年陸奥言。夷獠生習ニ戰鬪一。固爲レ難レ制。唯有ニ勁弩一可ニ以威一レ之。今見ニ庫中弩一。制作不レ精。機牙乖戾。雖レ有ニ生徒一。無ニ人督習一。請分ニ公廨所有一。給ニ弩師一以ニ調習一爲。許レ之。其後美濃以ニ舊制弩二十脚不一レ中レ用。更造ニ新弩四脚一。壹岐。對馬。以三地近ニ新羅一。制レ敵之具。不レ可ニ暫闕一。竝置ニ弩師一(續日本後紀。類聚三代格)。淸和帝時。以ニ新羅警一。置ニ弩師一最夥矣。貞觀十一年。隱岐。長門。俱置ニ弩師一。十二年。出雲以ニ權史生雁高宿禰松雄。善作一レ弩。兼習ニ其術一。因幡以ニ黃文眞泉。本直宿衞。善用一レ弩。竝補ニ弩師一(三代實錄。類聚三代格)。陽成宇多二朝。佐渡以ニ民心强暴喜殺一。越後以東拒ニ夷狄一。北備ニ海寇一。能登以レ斗ニ出北海一。東西無レ鄰。越前以三西帶ニ大海一。兵備不レ可レ緩。越中以ニ有レ弩無一レ師。伊豫以ニ所有之弩。機牙乖戾一。竝皆請置ニ弩師一。教ニ習其技一。以備ニ不虞一。醍醐帝昌泰二年。肥後以三地接ニ海崖一。防ニ過寇賊一。請置ニ弩師一(類

ユミ

聚三代格）。其他廢置詳二職官志一。然至二是時一。法制漸弊。故三善清行上疏曰。方今東有二蝦夷之亂一。西有二新羅之警一。自餘北陸。山陰。南海諸國。皆慮二外寇一。今其弩師。皆充二年給一許二斥賣一。唯論二價直之高下一。不レ問二才技之長短一。故任レ職者。未レ知二軍器之有一レ弩。況曉二機弦之所一レ用乎。請使三六衞府兵。練二弩射之術一。試二其才技一。從二功勞一以任二弩師一（本朝文粹）。及二壽永之亂一。瀨尾兼光設二塞於備前佐々迫一。張レ弩以待レ敵（源平盛衰記）。是後戰鬪。努莫レ所レ見。而間有下用二石弩一者上。其制蓋與レ弩不レ同也（東鑑。承久記。太平記）とあれば。イシユミ（參看）とは異なり。

【小弓】は小弓は遊戯物にして楊弓の類なり。之を翫びしこといと古し。古今著聞集に云。延長五年四月十日。彈正親王內裏にて小弓のまけわざせさせ給ける。酒肴などはてゝ夕へになりて淸凉殿の東の廂にて。又小弓有けり。前には彈正親王重明のちには三品親王淸貫。民部卿此外の人々も仕けり。女裝束一かされかけ物に出されたりけるを。彈正親王の宮とり給ひにけり。勝方の拜など有けりとかや。そのまけわざは廿三日にこそし給けれ。長曆二年三月十七日。殿上人十餘人野々宮へ參りたりけるに。御殿の東庭に疊を敷て。小弓の會有けり。又蹴鞠も有けり。夕に及て勝をすゝめられけるあひだ。簾中より管絃の御調度を出されたりければ。則絲竹雜藝の興も有けり。又和歌も有けるとかや。むかしはかく期せざる事もやさしく面白事常のとなりけり。いみじかりける世也。貞丈雜記云。承久二年五月廿日。鎌倉大官令禪門の亭にて。小弓の會ありし由東鑑にあり。玄惠法印が庭訓徃來に。楊弓雀小弓とあり。雀小弓と云は生たる雀を糸にてくゝり。つり置て小き弓矢にて射てたてたるもの。雀をとるたはむれ也。近世迄田舍には有しとそ。また嬉遊笑覽に云ふ。雀小弓は。庭訓徃來に。春始御礼云々。將又楊弓雀小弓勝負とある。其抄云。楊弓は公卿の御弓なり。あづちを九の杖にこしらへて。廣椽などにて射なり。ゆんほこは三尺六寸なり。雀小弓は殿上人の態なり。弓のほこ二尺七寸なり。的を四寸にして中につり。五間口おいて射る也といへり。此の說何に據れるにか覺束なし。楊弓は公卿雀小弓は殿上人と分てるとも有べからず。雀とは物の小きをいふ。草木の名などにも小なるを雀といひ。是に對して大なるを烏といふ。此義にて小弓を雀弓ともいひしなるべし。西行の歌に「篠ためて雀弓いるをのわらは。額ゑほしのほしけなるかな」とあるなどは。製りさまに定りたる事もあるべからず。古き繪卷物に童の小弓もて小鳥を射る處をかける徃々あり。是れに後世田舍には雀を縛りて的として射る事も有とす（安齋が庭訓徃來古抄の頭書に。採梔集覽を引て曰。予が幼年の頃迄田舍に於て。年始の遊覽とて生たる雀を括り。日當として二尺七寸の小弓を以て射さしめたり。もし中る時は雀を取り。中らざる時は賭を遣して輿とせき。疑はこれを雀小弓と云たるか）。猿樂狂言。やはたむこに。弓こそはちいさいときから。はちこ弓の射手にてすきで御ざる（はちこゆみは蜂小弓にて虫など射る小弓か）。恨之助草子に。小弓に小矢のもとするゑをしらざりし頃云々（幼き時をいへり）。西鶴が。義理物語に。小娘の藝をいふ處。雀小弓名譽に一筋もはづさず云々。是當上軍器考に。長日の頃あづちを作りて。本弓にて的を射るを小弓引と云よし。右近大將道綱の小弓に准ふ也とあり。小弓は僧徒も翫べり。新拾遺集。十九雜中。右近大將道綱家に。人々小弓いてあそびける時。まかり侍らで申つかはしける。贈法印慈應「あづさ弓いてもかひなき身にしあれば。けふのまとゐにはつれつる哉」。返し。道命法師「梓弓君しまとひにたくはれは。ともなはれたる心ちこそすれ」。小弓は即楊弓なるべし。雀小弓は小弓の殊に小きものとみゆ。二水記云。享祿三年二月三日。午時參內有御楊弓（小弓といはず。專ら楊弓といひ。小弓はたゞ雀弓にのみいへり）。

【射術。射禮】シヤジユツの部を見よ。

【射術諸流】キウジユツの條を見よ。

ユミタ

ユミタラウ　弓太郞。四季草云。將軍家の御所にて。正月十七日御弓場始に大的を射させらる。是式の的なり。此時大前の射手にて。總の射手の棟梁となる人を弓太郞といふなり。此弓太郞の號は將軍家より被二仰付一。管領の御教書を以て被二申渡一なり。其文言は左の如し。明春正月十七日弓場始之事。爲二弓太郞一可レ被二參勤一之由被二仰下一也。仍執達如レ件。年號月日。管領之官判形有レ之。某殿。右の如く。弓太郞は甚重き事なり。右の案文は諸書當用抄（室町殿時代に記す所なり）に見えたり。近き頃の人。弓太郞の號は私ならぬ重き事なりやといふ事を知ずして。私の賭的の場に出る輩。猥りに弓太郞。弓次郞。矢太郞。矢次郞などゝ語るゆゑ。それは何者の事ぞと尋ければ。的場にて總の弓の支配する者を兩人定め置て。弓太郞。弓次郞といひ。矢の支配する者を兩人定置て。矢太郞。矢次郞といふといへり。いとかしき事なり。いかに物を知らればとてあまりにおろかなる事ならずや。矢太郞といふ者を。辻的場などにて。山の支配などするやうなる。輕々しきものと思ふこそ淺ましけれ。それのみならず。弓次郞。矢太郞。矢次郞などゝいふ名をこしらへ出したるは。言語道斷なることあまりの事なれば。是非をいふべき詞もなし。貞丈雜記云。正月御弓場始の大的の時。弓太郞の（弓太郞とは。初一番に大

前に出て射る人也。此號上意にて被仰付也)。兄矢は天下泰平の矢也。弟矢は國土安穩の矢也。されば是を射そんしては凶事也と云說あり。天下泰平の矢國土安穩の矢なと〻云事。いにしへは其沙汰なき事にて。古傳の書にはなき事也。その矢あたりてもはづれても。吉凶はなき事也、總の射手六人射る事。天下泰平國土安穩なるによりて。其御祝儀に射させらる〻也。御祈禱の爲にはあらす。御祈禱に射らる〻を。奉射の大的と云也。此時は事によりて。吉凶をも云事あるへき歟。然れともかやうの事に。吉凶をばいはぬ物なり憚るべし。

ユメアハセ 夢合の事。嬉遊笑覽に云。夢合。周禮に占夢の官ありて。六夢の吉凶を占ふ(六夢は。一に正夢。二に𩰚夢。三に思夢。四に寤夢。五に喜夢。六に懼夢なり)。王逵が筆疇に。夢者非二自レ外致一也。日之所レ爲也。日之所レ爲有二善惡一。夜之所レ夢有二吉凶一。云々。然則夢者所三以驗二吾善惡之進退一者乎。こゝにも日本紀には夢あはせを相夢とあり。夢解といふもの有て吉凶を占へり。源氏(螢)。夢見給ひて。いとよくあはする物めして合せ給ひける。枕草子。うれしき物。夢をみて怖ろしと。胸つぶるゝに。ことにもあらず。合せなどしたる。古事談。伴善男の條に。汝高相の夢みてけり。然れどもよしなき人に語りてけり(わろく合すれば。吉夢もよからずといひならへりとみゆ)。江談に。兼家公いまだ納言たりし時。夢に逢坂の關路に雲のふりたる處をみて云々。夢解を召て合せらるゝ(小註に。この夢解盲人也。名は月とあり)。取かへばや物語。吉野の宮をいふ處。世の人のしとするとかたく〳〵のさゑ。おんみやう。天文。いめとき。さう人など。言ふをまて。道きはめたるさゑどもなり。」源氏物語(御幸)。夢にとみしたる心ちして侍て。むれに手を置たるやうに侍ると申給ふ。湖月抄に。おびゆる心なりといへり。紅梅千句。「樂寢にはおそはれまじや小夜枕」。付句に。「胸にある手をのけてのびする」とあり。今もむれに手をおきて寢れば。おそはるといふ。【夜は夢物語をせぬもの】といふは。源氏物語(橫笛)。今しづかにかの夢は。おもひ合せてなむ聞ゆべき。夜かたらずとか。女房のつたへにいふ事なりとの給ひて。おさ〳〵御いらへもなければ。云々。また世に【よき夢】とて。一富士。二鷹。三茄子といふは。何の故とも辨へがたし。駿河などの國の諺とは見えたり。其の名物をいふにや。むかしは初茄子駿河より出。鷹は聞えざれとも。古への鷹術は。雉小鳥を取のみなり。鶴雁などの大鳥をとるとは。東國より始りしにや。さらばそれらの事にても有べし。續五元集。「のみ料の烟をきざむ三穗かゞり。鷹と茄子を浮橋に待」(烟は富士をおもひ。三穗かゞりは。きさめる烟艸。三穗の出崎に見立るか。浮橋は夢をいふなり)。又思ふに。富士山は。高大をよろこび。鷹は鷙鳥にて。うちつかみとると云ふ義。茄子はなすなると云を。成の意に祝したるか。又古き諺に。夢と鷹とはあはせがらと云とあり。明曆二年板世話盡にも出たり。」耳袋に。天明の頃。世に狂歌以の外流行しが。其頃の事にはあらず。明和。安永の事なりし。品川宿捉飼御用にて。御鷹匠集り。はたごやの門に架を置て。御鷹を休めしに。高繩の返に何とやら名は忘れたり。俳諧狂歌などする貧僧ありしが。品川宿に行たるに。あやまりてかの架にさはりし故。鷹おどろきければ。其役人僧をとらへ憤りける。はたごやよりも出て。さま〴〵詫ことしければ。何者なりやと尋ける故。狂歌など詠むもの〻由答えしかば。さらば一首よめと責られて。「一ふじに鷹匠さんになす麁相。あはれ此事夢になれかし」。鷹匠賞歎して免しけるとあり。

迷信之日本と云へる書に。八濱督郎の調査にかゝる【夢に關する俗傳】を載す。云く。(一)禽獸に關するもの。蜻蛉あつまると見るのも。百足に刺る〻と見るのも。馬に乘ると見るのも。猫が鼠を捕るを見るのも。蝙蝠を見るのも共に大吉の前兆で。蛇を見れば寶を得るとも。熊を見れば良い子供を持つとも謂てゐる。(二)草木に關するもの。夢に松の木を拔き去ると見るのも。米そらより降ると見るのも。草花を採ると見るのも。絲つむぐと見るのも。米俵を見るのも。茱萸はゆると見るのも。門の内に木はゆると見るのも。大木を荷ふと見るのも。米を噬むと見るのも。樹を植ると見るのも。初夢に茄子を見るのも共に吉兆であるが。座敷に木はゆると見のは大惡の兆で。絲を繰ると見れば難儀な事が出來るとやら。柿を喰ふと見れば疾病が起とやら。梨を食ふと見れば離別するとやら。桑の木を見れば兒に病があるとやら。種を撒くと見れば果報を受けるとやらの俗傳もあるのである。(三)魚具に關するもの。夢に魚の居るのを見るのも。魚の飛ぶのを見るのも。龜を見るのも共に大吉の前兆である。(四)土水に關するもの。初夢に富士山を見るのも。夢に大石を荷ふと見るのも。巖石に登ると見るのも。土中に居ると見るのも。溝を掘らせると見るのも。山くづれると見るのも。洞の中に居るのも共に吉兆である。で。夏山の青々とした富士山を見ると悅事がある。地震を見ると出世する。大石を見ると寶を持つ。玉を握ると見れば子を胎む。山を登ると見れば果報がある。野山に在ると見れば吉事であるとの俗傳もある。次に海を渉ると見るのも。井戸がへすると見るのも。水を汲むと見るのも。井水を覗くと見るの

ユメ　ア

も。海を泳ぐと見るのも。海の水の清むと見るのも共に吉兆で。谷の水を飮むと見れば金持になる。沐浴すると見れば悅事が有る。水の流れるのを見ると緣談がある。雨ふると見ると萬事何事でも心に適ふとの俗傳もある。（五）天躰に關するもの。天に昇ると見るのも。天空ばるゝと見るのも。雷電に擊たるゝと見るのも。星いづると見るのも共に大吉の前兆である。で。夜あくると見れば病人が快復する。月日を呑むと見れば尊い子を持つ。雲が四方に起ると見れば商賣事に好い。雷聲を聞くと見れば立身する。朝日のぼると見れば出世する。雷が內へ入ると見れば寶を持つ。雨に逢ふと見れば酒食の饗應に逢ふとの俗傳もあるかと思へば。月日が落るのを見れば父母を失ふとやら。霜の降るのを見れば惡事があるとやら。黑雲が舞ひ下ると見れば病人が出來るとやら。風ふくと見れば病氣に爲るとやら謂ふ恐ろしい前兆もある。（六）器具に關するもの。刀劍を人に遣ると見るのも。旗を見るのも。高い亭に居ると見るのも。身の傍に脇差ありと見るのも。新宅に移ると見るのも。刀劍を研ぐと見るのも。冠を被ると見るのも。鏡を視ると見るのも。弓矢を持と見るのも。錢を儲けると見るのも。牢に入ると見るのも。門の戶われると見るのも。乘物に乘ると見るのも共に吉事の前兆である。で。女が夢に刀を差すと見れば大吉で。盃を見れば良い子を胎む。鏡を貰ふと見れば良い子を生む。屛風を疊むと見れば長命する。鳥居を見れば金持に爲る。屋根の上に居ると見れば萬事に好い。扇を貰ふと見れば立身する。鏡が破れたと見ると惡い。弓の弦が切れると見ると兄弟に死別れる。鼓を打つと見ると惡い。杖を曳くと見ると病氣に爲るとの俗傳もある。（七）身躰に關するもの。貴人の前に出ると見るのも。白髮となると見るのも。顏に瘡てきると見るのも。髮を洗ふと見るのも。口中から金銀を吐くと見るのも。人が內より出ると見るのも。他人に打たるゝと見るのも。身から光が出ると見るのも。乳を呑むと見るのも。泣くと見るのも。髮を洗ふと見るのも共々に吉兆である。で。盜人に切られると見れば思ひがけない方から果報が來る。齒が拔けると見れば親類に離る。髮ぬけると見れば子供に祟る。汗出ると見れば惡い。人が集ると見れば病人が出來るとの俗傳もある。（八）衣食に關するもの。新調の小袖を着ると見るのも。蓑笠を着ると見るのも。酒盛を開くと見るのも。錦を裁つと見るのも共に吉事の前兆である。が。一切の菓物を喰ふと見れば惡い。飴を食ふと見れば良くないとの俗傳もある。で。喪服を着ると見れば出世すると謂ふ人も居る。（九）雜事に關するもの。煤拂をすると見るのも。帆かけ船を見るのも。廣い道を往くと見るのも。橋を渡ると見るのも。橋上に坐すると見るのも。書物を讀むと見るのも。他人に書物を教ふると見るのも。佛と話すると見るのも共に吉兆である。で。喪服を見れば悅事がある。喪禮を見れば吉事がある。二王を見れば長命する。立身すると見ば油斷すな近い中に災難がある。疊に蟻が這ふと見れば惡い事があるとの俗傳もある。」猶ウラナヒの條を參考すべし。

ユリ

ユリ　百合は。球根植物中最も種類多く。又培養の容易なるものなり。其花は壯麗婉雅最も觀賞に適し。其根は食用に供して美味なり。往年墺國維納府に開きし萬國大博覽會に。本邦より數十種の百合を出品したるに。意外にも歐米人の注目する所となり。明治二十二年の頃よりは。年々其數量を增し。種類もまた夥多を輸出するに至り。近來に至りては。其輸出額は觀賞植物中第一位を占むるに至れり。明治三十二年一月發行。新四君子に精花園山人の說あり。今之れを抄錄す。

【百合の種類】は植物學上より分類すれば甚だ單純なれども。栽培上即ち營利的及娛樂上より分類し命名するときは。甚だ其種類の多きを見るべし。

○透百合屬　透百合屬の特性は。概ね丈け矮く。且つ幹は三角形にして。花は天に向て開き。香氣なく。概ね早咲にして花に透あるを以て。一目して之を分別するを得べし。球根は種類に依りて多少其形狀を異にすと雖も。概して白色なり。鱗片に苦味なきを以て。上等なる割烹店に於ては。丸煮となすに專ら此の種類を以てせり。蓋し色雪白にして。鱗片の抱合密に。且つ形狀美麗なるを以てなり。概して此屬の百合は。球根の大なる種類にても。徑七八寸を超ゆるとなく。又た土質及肥料の制裁を受くるを少なく。又た能く滋養して繁殖するを得るに容易なるを以て。都人士の庭園に植栽して其美花を眺め。其餘利を博すべきは。實に本種の特性なり。然して花色に至りても。黄。紅。蒲。桃。絞り等あり。殆ど他の百合類に有せざる花色多く。現今最も貴重せらるゝものは實に此屬にあるなり。只だ惜むべきは。白色のものなく。又た香氣なきを之れなり。此屬の變種は甚だ多きも。自園に栽培したるものを擧くれば。（皝、純黄色無星の大輪にして。花位最も高尙なり。鱗球は少しく長くして。微に水黄色を帶ぶ。（滿月）濃黄色にして星點なく。品位最も高尙光澤美なり。鱗片の模樣前種に大同小異。（黄金閣）眞黄色無星の大輪にして。花位最も高尙なり。球根前種と大同小異。（青柳）黄色無星の大輪にして光澤あり。品位甚だ高尙。（青龍）鮮黄色無星の大輪にして。花位頗る上等。（黄石公）濃黄色無星の大輪にして。品位甚だ優れたり。（谷間の鶯）鮮黄色無星の大輪にして。品位最も高尙

なり。(大山吹)濃黄色無星の大輪にして。色彩高尙。(白拍子)黄色中輪の蒼咲にして。品位高尙なる異花なり。(宇治川)鮮黄色無星の中輪にして。花位又た最も高尙。(金染)黄赤色にして。品位上等。(白鷺)純黄色無星の大輪にして。品位甚た高尙。且つ能く媒助法に依りて新良種を出すの特性あり。極めて貴品とす。(古今集)濃黄色にして。花瓣の最下に少數の星點あり。至て上品。(水月)純黄色大輪にして星點なく。極めて上品。(黄金)濃黄色至極大輪にして。花形恰も山百合の如く。瓣端垂れ。花瓣の下部に極少數の星點を有し。品位高尙。(埼玉黄金)此種は花黄蒲色にして。花輪中等なり。品位は劣等なるにあらざれども。前種と同日の談にあらず。往々普通透百合と混じて海外に輸出す。(普通黄透百合)此の種は花輪中形にして鮮黄色を呈し。細點を散布すること多く。品位上等なれども。花輪小さく且つ星多きを異とす。以上の三種は。黄透百合中海外に向て輸出せられ居るものなり。

○紅。赤。蒲。絞り覆輪類(透屬のもの)。(笑獅子)桃地に白覆輪の大輪にして。品位高尙極めて貴品とす。未だ繁殖少なきを以て。世上に紹介せらるゝに至らず。(司召)紅色無星の大輪にして。品位至て上品。(銅雀臺)紅地に黄の更紗絞り。透咲にして花瓣の巾狹く。品位至て上等。(金獅子)赤蒲色千重咲にして至て上品。但し徑五寸以上の大球とならざれば花を着くるを少なく。又花蕾の發生後は勉めて雨濕を避くべし。然らざれば腐敗することあり。(金龍鑾)赤蒲色至極大輪にして星至て少なく。品位上等とす。重代より變種せるものならん。(鹿斑)赤に白の鹿の子絞りにして品位上等。且つ此の如き花は類少なきを以て貴重せらる。(錦織)極紅に黄白の絞にして至て大輪とす。是又重代より變化せるものならん。(錦島)極紅に紅の絞大輪とす是又重代より變化せる種類ならん。(連城の玉)極紅にして花輪大に。星點至て少なく。又往々なきものあり。上品。(龍の笑顏)本紅の大輪にして星點なし。蓋し重代より變化せしものならん。(二十日川)赤蒲色大輪にして八重咲と稱すれども。花瓣は八乃至十に至るものなり。則ち變格の八重咲なり。(大和川)紅に黄白の絞り入り。絞り極めて鮮明にして。至て上品。重代性のものならん。(大星)赤色大輪にして。星點大に且つ數多し。開花の期最も遲し。(瀧紅葉)葉は周邊に黑のふくりんあり。花は紅に黄の太筋絞りあり。(摺墨)花は上重代に似て中央に黑紅の道暈あり。花位は上等。是れ又重代の變種ならん。(明ヶ烏)黑紅色にして中央殊に濃厚。花形は重代の如くにして。品位極めて上等。(重代)紅色に黑褐色の星點あり。大輪にして花輻廣く。受咲にして至て强健。(上重代)紅色に深紅色の摸樣あり。前種に比して花瓣の基部細し。上品。種類改良の原種に供すべし。星點は小にして且つ少なし。(蒲透)花は蒲の大輪にして至て早咲とす。最强健なる種類なり。(黄玉)花は鮮黄色にして黑褐色の星點あり。花輪は中形なれども花位は至て高尙。普通黄透の變種なり。(金峯山)花瓣の半分以上は紅赤色にして下部は黄色とす。星點を散布すれども至て少なし。上品とす。現今品至て少し。(鳳凰閣)雄蘂變じて花瓣をなすを以て。一に紅の八重咲と云ふ。然れども雄蘂六の中或は三個のみ變ずるものあり。或は悉く變ずるもの等ありて一定せず。球根は透百合中最も大なり。雄蘂の六個悉く花瓣に變ずるを眞物とす。(錦丁子)赤に白の飛白絞りにして。雄蘂の一部變じて八重咲となる。(紅透)一名を夏透と云ふ。紅色に黑褐色の星點あり。早咲とす。球根は細長形。(蝦夷透)花は蒲色にして中輪なり。莖は永くして二尺に至るものあり。透百合中蒲透と共に早咲なり。葉は細長にして他の透百合と異なる。(黄金蝦夷透)前種よりも莖稍短かく。花は純黄色にして全く星點の痕跡だになし。蓋し黄透百合中有數の良種ならん。近來の發見に係る。(唐子遊)朱紅に黄の唐子絞り入りにして。花輪は大。(一の谷)極紅色。極大輪。(絞り透)濃紅に黄白の絞り入り。至て大輪とす。恐らくは上重代より變種せしものならん。(老萊子)朱紅の抱咲にして。黄の絞り入りとなる。(金蘭)上本紅大輪にして星少し。(旭の空)黄蒲色にして大輪とす。至て早咲。蒲透の變種ならん。(血鹽)濃紅色大輪にして星なし。(千字文)朱紅の透咲にして。花瓣細く。底黄にして遲咲。(初雪)薄紅に白のふくりん大花とす。花位は優等と稱するを得ざれども上等なり。(群鶴)蒲色にして猪口咲とす。蒲透の變種ならん。(紫金光)濃黄色。星點なし。(金紋紗)薄樺黄色。星點なし。(錦島)純紅平咲極大輪。星點なし。又黄のふくりん。(蒲紅)蒲紅色。星なし。(田每月)朱紅に底黄。瓣最も厚し。(大鷲)本紅の大輪。星なし。(聖王)赤色の大輪。(白瀧)濃黄蒲色大輪。星なし。(夕陽樓)本紅の大輪。葉細し。(鳴鳳)紅色にして少しく透あり。又黄の絞り入りとす。(佐保姬)花は柿色にして中輪。(唐子)朱紅に黄の唐子絞り中輪。(初夢)紅色に薄黄のふくりん。又は薄黄の絞入り。(曲水)薄色の大りんにして。二段咲となる。(黄錦)紅色にして。瓣の下半は黄蒲色。(古金淵)蒲黄の中輪。瓣端丸し。(月下の波)朱紅にして瓣先圓く。幹極て短。

○鹿の子百合屬　鹿の子屬の特性は。莖高くして山百合に髣髴し。花瓣は著しく反卷し。且つ花は下に向て開き。花を着くるを多きを以て。又た鈴百合の名あり。球根は苦味甚だしく。食用とするに不適當なれども。澱粉を製するに好適し。花は赤鹿

の子類は香氣少なきも。白鹿の子類は稍強き芳香を有せり。性質極めて強健にして。又た蟲鼠の害に罹ること少なく。大抵の氣候には栽培し得べく。且大抵の土質には栽培し得られざるとなき有益種なり。球根の大なるは山百合に讓らず。(赤鹿の子)淡紅地に深紅の鹿の子入甚だ美なり。開花の期は七月中とす。鱗片は暗紫赤色。(丸葉鱗の子)紅色地に深紅色の鹿の子入り頗る美。葉は丸くして上品。前種に比して品位上等。(色自慢)葉に黄色の斑入甚美。花色は前二種の中間とす。赤鹿の子の變種。(白鹿の子　花は白色。瓣の中央より下部には雪白の隆起物あり。球根は黄色を帶び。且つ鱗片は赤鹿の子類に比して長し。(峯の雪。又雪山とも云ふ)花形球根共に前種に同じと雖も。只だ花粉の黄色なるを異とす。前種に比して上品なり。(斑入葉白鹿の子)花形球根共に白鹿の子に同じと雖も。葉に黄色の斑入りあるを異とす。性質弱。○天蓋百合屬　此種の特性は。莖高くして毛茸を被むり。鱗片は白くして。球根は甚だ大となるの性あり。土質肥料の爲めに制限せらるゝこと少なく。且つ葉腋には。必ず多數の黑紅なる鱗珠を結を以て。繁殖極めて容易なり。球は甘味多きを以て食用に供して上等とす。花は赤色にして種類に依りて濃淡あり。而して花瓣には無數の黑褐點を散布し。花瓣は著しく反卷し。且つ下に向ひて開く。花に香氣なし。(卷丹)花は淡赤色。球根に苦味あり。(一重天蓋)花は赤色。球根に苦味なく味美なり。此種類中又た球根の形狀及鱗片抱合の狀態等。多少類を異にするものあり。(八重天蓋)花形花色及球根等前種に同じと雖も。花八重咲なるを異とす。○竹島百合屬　竹島と葉形を同うするものは。車百合及黑百合の二種なり。則ち葉は何れも車輪狀をなして莖に附着し。花梗の下には單葉を互生するを常とす。花に香氣あり。外觀は大同小異にして同種類の如くなれども。其栽培上に於ける性質は全く異なれり。併し何れの種類にても。適應の土質及位置に培養するときは。生長宜しく甚だ强健なり。(竹島百合)花は黄色にして小褐星點を散布し。花瓣極めて厚く。下向して開く。芳香を有せり。開花期は五月中旬とす。球根は白色にして極めて淡紫色を粧ひ。苦味なきものとす。土性に制限せらるゝこと少なし。○車百合屬　葉莖竹島百合に同じく。併し球根は一種の異形にして。巾狭く長くして中央に縊れ目あり。抱合整然たるも堅からず。甚だ美觀なり。之を取扱ふの際注意せざれば。鱗片はばら／＼になりて落つること多し。(車百合)往々北地の山野に自生するを見ると雖ども。球根大ならず。之を普通の畑地に耕作するときは結果宜しからず。宜しく朽土に栽培すべし。花は黄赤色にして瓣厚く。且つ一種の滑澤あり。佳香あり。姿様婀娜として甚だ愛すべし。球根は極めて甘味にして苦味なし。白色とす。○黑百合屬　葉は車輪狀をなし。球根は一種の異形にして。恰かも米粒を抱合せるが如し。之に手を觸れば。粒々鱗片を脱落せしむること多し。(黑百合)寒地には往々野生あり。花は暗紫黑色にして小なり。下垂して開く。一種の異花なり。栽培は稍困難なれども。北地にては培養容易なりとす。球根は白色。花に香なし。○鐵砲百合屬　此類の特性は。球根黄色にして苦味あり。花は横に向て開き恰かも鐵砲狀の如し。花は皆雪白にして芳香馥郁たり。故に又た麝香百合の名あり。栽培容易にして植栽區域廣く。又た此種の特性として。莖葉枯凋して後直に其年内に芽を出す。且つ莖の折れたるものも。又鱗片より芽を出すを常とす。(早生鐵砲)普通に鐵砲百合と稱せらるゝもの之れなり。莖は靑くして。葉は淡綠又綠色なり。花期六月上旬とす。球根は抱合密ならず。且鱗片は槪して細長。莖は短し。(中生鐵砲)普通鐵砲百合と稱せらるゝもの中に往々混入するを見る。此種は一般の狀態早生鐵砲に似たりと雖も。其異なる所は莖稍高く。且つ花期は早生種と晩生種との中間に開くの異あり。花期は六月中旬。早生鐵砲の球根は。之を空氣中に放置する時は。漸々靑色を呈すれども。晩鐵砲の球根は紫褐色となる。(晩鐵砲。一名琉球鐵砲)普通におく鐵砲と稱するもの是れなり。丈け前種よりも低く。且つ莖は綠色に紫褐色を粧ふ。開花期は前種に比して稍遲し。鱗片は前種に比して少しく長きの異あり。(長太郎)府下巢鴨の花戸長太郎の祖先長太郎が鐵砲百合中より淘汰せるものなりと云ふ。花形球根共に鐵砲百合に同じと雖ども。葉は白覆輪ありて極めて美觀なり。花期は鐵砲百合に同じ。(鶴田)府下小石川傳通院邊の某家にて。偶然に鐵砲百合中より發見せるものと云ふ。一斑の狀態前種に同じきも。葉は紅色の覆輪ありて極めて美なり。○姫百合屬　此種類は古くより世に知られたる種類ならん。往昔より能く小說の形容詞に用ひられ。又俗謠にも「立てば芍藥坐れば牡丹歩む姿は百合の花」と云はるゝを見るに。皆な此百合を指したるものなるを知るなり。此百合は莖婀娜として能く風に從て動き。恰も細腰は春の柳も恥づべきを思はしむ。花は小にして婉雅なり。球根の小なるとも百合中に冠たり。然れども球根は苦味なくして食饌に供するに宜し。殊に甚だ繁殖し易し。(赤姫。又紅姫)花は紅色に赤褐點あり。上向して開く。姿様婉雅。丈稍高し。(大赤姫)前種に同様なれども。花稍大に。莖も又た高きを異とす。(山姫)所々山中に自生するものなり。花は蒲紅色にして褐點あり。(黄姫)花は黄色にして少しの小褐點あり。丈け紅姫より低し。甚だ

美。(無星黃姬)前種に同じと雖ども。無星なるを以て品位一層高尚。○平戸百合屬　此種の特性は。球根に苦味なく。球根は餘り大ならず。花形天蓋百合に髣髴たるも。葉腋に黑球を生ずるとなく。性質は極めて强健なるものとす。花に香氣なく丈は一尺五寸位に至る。(赤平戸又紅平戸)赤色にして黑褐色の星點を散布し。花は横に向て開く。球根は鱗片極めて短かく。繁殖容易なり。(藤平戸)前種に似て稍淡色とす。星點稍少なく品位優れり。但し本種は目下栽培者極めて少なし。(黃平戸)花は鮮黃色にして色澤宜く。黑褐色の星點を散布し。繁殖容易なりと雖ども前種に及ばず。品位上等。○立田百合屬　本種は一斑の形狀天蓋百合屬と。平戸百合屬との間にあり。鱗片は白色にして大球となり。且つ苦味を有せず。花は淡赤色にして星點なく。頂點の葉腋より花莖を出して上向して開く。品位上等。此種に屬するものは。目下普通立田百合の一種あるのみ。本種は莖長く伸びて二尺以上に至り。莖に白毛茸を蒙むり。恰かも天蓋百合に類すと雖ども。天蓋百合の如く粗大ならず。其葉形は恰かも平戸百合の如く細長なり。繁殖力極めて强。○博多百合屬　博多百合を鐵砲百合屬に編入する者あれども。本種の球根及葉莖共に一種の特色を有し。殊に其の栽培上に於て鐵砲百合の如く。容易なるものにあらざれば。特に之を分ちて解説す。花瓣の裏面淡褐色を帶び。花は鐵砲百合の如く横に向て開く。芳芬實に佳良なり。莖は淡褐色を帶び。葉は廣く短かくして。綠色の上に一種の霜粉を粧ひ。且つ緣邊に褐色の覆輪あり。栽培容易なれども適地にあらざれば球根腐敗し易し。○玉受百合屬。附タモト百合　此種の特性は。凡て花は芳芬を有し。花は白色にして。タモト百合は天に向て開き。玉受百合は半ば天に向て開く。二種共に鹿兒島縣大島地方の原產とす。球根は二種各形狀を異にし。玉受百合は恰かも鐵砲百合の如く。タモト百合は恰かも爲朝百合の如く。栽培共に易からず。○山百合屬　山百合屬は大別して二となす。曰く普通山百合。曰く八丈山百合(爲朝)之れなり。此二者は其性質能く類似すと雖ども。爲朝百合性のものは。莖葉の狀態普通山百合屬のものに比し。粗大なるを異とす。凡て球根に苦味なく。花容大にして芳香に富み。莖高して三尺以上に至るもの珍しからず。現今左の數種あり。(普通山百合)各地の山野に野生す。自然生のものは容易に大球となるを稀なれども。之を培養するときは極めて大球となるものなり。俗に白百合と稱するもの之れなり。花は白色にして赤褐色の星點を散布し。中央に黃條あり。香氣極めて高し。(口紅)山百合より變生せるものにして。一般の狀態山百合に同じと雖ども。瓣の先端に紅色を粧ふの狀。恰も美人の唇に紅を點じたるが如きを以て此名あり。但し年々此口紅を出す所の純粹種を發見するを難し。(紅筋)山百合より變生せるものなり。花は白色にして中央に太き紅條あり。赤褐點を散布し極めて美なり。一般の狀山百合に異ならず。(早百合)花は淡紅色にして丈け短かく。花も又た山百合より小なり。開花期は五月下旬より六月上旬とす。婆㜷婀娜として愛すべし。徃々山百合中に生するとあり。(笹百合)花は淡紅色にして丈け最も低く。花も又極めて小なり。開花の期は五月中とす。球根は白黃色なり。各地の山野に多少野生するものなり。(千重山百合)近來の發見にして。花瓣十六乃至十八あり。極めて美なりと稱す。(爲朝)一般の形狀山百合に似て。花形球根共に異なるとなきも。只莖葉粗大にして。球根鱗片共に稍大なるの異あるのみ。(白星山百合)爲朝百合の變生にして。一般の花形異なるとなきも。其星點は白色にして極めて美なり。(白黃)是又爲朝百合の變生にして。一般の形狀爲朝百合に異なるとなし。花は白色にて中央に太き黃條あり。星點なく極めて上品とす。○姥百合屬。蕎麥葉貝母　東北地方及北海道等の沼澤の邊に野生するものなり。花は白くして筒狀をなし。横に向て開く。葉は濶大にして一種變りのものあり。香氣少なく。球根は苦味を有せず。鱗片は極めて濶大にして且つ黃色を帶ぶ。花莖は極めて太く。丈け甚だ高くして。一莖に數多の花を着く。且つ花を生ずるときは。其母球は必らず腐敗して。莖の周圍に小球根數個を輪生す。性濕地を好み乾地には適せず。能く水の流るゝ泥土にても腐敗することなし。植ゆべき深さは二寸位にて可なり。野生のものは球根土地の表面に現はるゝも。尚且つ發育生長の盛んなるを見るべし。○部外品　玆に揭ぐるは其の花形百合に類し。或は百合部中に編入すべきものあり。近來百合需用の多きに連れ。徃々之を百合中に論ずるものあり。參考の爲め附記す。(貝母。一名はるゆり。又編笠百合)球根は小に。鱗片大にして且つ數少なし。一球を植ゆれば必ず二個に分裂するの性あり。能く荊藪中に野生し。一所に數百個を叢生す。葉は細長く。莖長くして且つ葉腋より卷鬚を出すの性あり。花は小輪にして恰かも虛無僧笠の如く。表面は暗樺色にして暗褐の星點あり。春末に咲く。觀賞の價値なし。性樹下に植うるに適す。(黃萱又ひめ萱草と云ふ)一鉢の狀態萱草に似て極めて小さく。花は鮮黃色にして瓣細く。五月咲く。盆栽に適せり。大抵の土壤に培養すべし。(車前葉山慈姑)東北地方の沼澤又は河邊若しくは森林中に野生す。球根は細長にして根部稍太く。先端に至るに從ひ漸やく細し。好んで落葉樹下。落葉枯草等の腐朽したる處に生長し。葉は

深緑にして紫褐斑あり。春時五六寸の花莖を出して。紫色百合に似たる花を開く。根は以て澱粉の上等なるものを製すべし。

【土質及氣候附位置】百合の栽培をなすに當りて注意せざるべからざること多しと雖も。先づ第一に百合に適する土質並に氣候を査定し。然る後ちに其栽培すべき位置を撰定せざるべからず。其位置は如何なる氣候。如何なる土質たるを問はず。概して午前中日光を受くるも。午後は日光の直熱を受けざる所を撰ぶべし。姥百合を除くの外は。排水の宜しき位置を撰ぶべし。土質は各種に就て一概に論ずるを得ざれども。多くは大同小異にして。且つ大抵は類似土壤に幾分の人工的補助を與へて之を栽培すること難からず。尙之を概說せんに(透百合屬)。(天蓋百合屬)。(鐵砲百合屬)。(平戶百合屬)。(立田百合屬)。(姬百合屬)。(鹿ノ子百合屬)等は。大抵の土壤には耕作し得られざる所なし。然れども彼れの鄕土は排水能く。自然の朽土に富みたる砂交りの各土に最も適す(百合は土質に依りて其球根の發育的狀態。及其鱗片の色彩を異にすることあり。則ち砂礫を含みたる土壤は。最も色彩の美なるものを產し。之に反して壚土又は輕土にして吸收力少なき土壤は。最も色彩惡し)。(博多百合屬)。(玉受百合屬)は。砂勝の壤土に最も適す。而して壚土又は輕土には不適なり。(山百合屬)は從來肥料を用ひたることなき野土にして。表層には落葉朽土等自然に肥沃土を構成せる地に適す。從來耕地となせる所謂る黑土にては。好結果を見ること難し。殊に變化種の上等なるものに至りては。一層土地を嫌ふこと甚だし。(竹島百合屬)は各種の土壤に培養し得べしと雖ども。最も適したるは砂質の壤土にして。表層に多くの有機物を含みたる所とす。(黑百合)及(車百合)は有機物(落葉。枯草等の自然に腐朽して沃土を構成せる所を云ふ)に富みたる山地にして。從來耕鋤せざる各土に好適す。(姥百合屬)は濕性の各種の土壤に適すと雖ども。砂礫質の濕地にては最も好結果あり。乾燥なる各土にては培養すること能はず。

【自然繁殖法】自然繁殖とは百合を圃地又は花壇若しくは盆栽等となすに於て。自然に其莖の地下にある部分に。子球を生ずるもの之れなり。而して天蓋百合屬は。地上にある莖の葉腋に許多の小葉球を着く。故に是を以て繁殖す。併し乍ら此自然繁殖も又た種類に依りて一樣ならず。又た此自然繁殖の至て强性なるものあり。或は否らざるものあり。自然繁殖の最强性なるものには。天蓋百合屬。鐵砲百合屬。透百合屬。山百合屬。鹿の子百合屬。平戶百合屬。立田百合屬。竹島百合屬あり。

【人爲繁殖法】を分ちて二となす。貝伏及實蒔法是れなり。而して此の貝伏せ法は。天蓋百合屬を除く外。何れの百合にも行ふべき便利の方法とす。但し天蓋百合屬と雖とも。此貝伏法を行ふこと難きにあらず。否な寧ろ容易なるものなり。然れども此屬の特性。即ち天然繁殖の容易なる。殊更に貝伏の手數をなすに及ばざるを以て。經濟上より之を行はずと云ふに過ぎざるのみ。○貝伏法は。年中何れの時期にても行ふを難からずと雖も。或は母球の發育を妨げ。或は非常の手數を要する等の場合にありては。行はざるを良とす。則ち此時期を分てば。百合の發育をなしつゝある。則ち春三月より七月下旬まで(種類に依り差違あり)を行はざる期となし。此時期を取除けたる凡ての期間を。此方法施行の時期となす。則ち其時を詳しく云へば。種類に依りて八月上旬より春期二月迄の間を良とす。貝伏法を行ふべき種類は。三年以上を經過したる健全なる種球を用ゆるを便とす。鱗片を欠き取るには。種類に依り一周一片。又は二片を用ゆるを良とす。貝伏法を行ふには。肥沃なる土地を相し。之を深耕して。之れに若し天然に砂を含有せざるときは。二三割の細砂を混じ。且つ板を以て深く床地の周圍を繞らすべし(之れは土鼠及鼷鼠の害を防ぐ爲めなり)。貝は之を竪てに上に二三分の土を被ふ程に挿し込み。距離は一寸位となし。上には乾燥せる馬糞を四五分の厚さに散布すべし。冬期嚴霜の期に近くに及んでは。霜除を施こすべし(寒地にては廐肥を四五寸の厚さに被ふべし)。翌春に至り芽を生ずるの前より。極めて薄き水肥を時々與ふべし。十月頃に至りて葉の枯るを見て掘取り。之を別圃に移植す。別圃に移したる後は。普通の培養法を行ふべし。○實蒔法は。異例の繁殖法にして。普通其母球のみの繁殖に行ふは。迂遠にして効を奏するも。經濟上大に損失たるを免れず。然れども變種を得るには此方法に依るの外なきものなり。最も透屬は往々地下に結べる子球より變性するをあれども。斯くの如きは例外と云ふべし。實蒔をなさんとすれば。健全なる種球に開花結實したるものを擇ぶべし。子實の成熟は。種類に依りて其期節を異にすれば。凡て莢の黃熟して頂點正さに裂開せんとするを見て。採集し之を貯藏すべし。播種床は適宜に濕氣を保持したる處にして。日光の映射烈しからざる所を良とす。且つ落葉朽土等腐敗したる肥沃の地にして。排水宜しき所を撰ぶべし。之を播種するには宜く土塊を碎き土地を平らにし。種子を適宜に播下し。上には草木の葉の腐りたるものを二三分の厚さに被ふべし。此物は適宜の濕氣を保持し。且つ雨滴の爲めに種子を洗ひ出さるゝ患なく。最も便とす。併し旱天長く續くときは。時々腐水を注ぐ

べし。種類に依り發芽に遲速ありと雖ども。大抵の種類は。夏期までには芽を出だすものなれば。爾後は小雨の日に於て腐熟の水肥を施すべし。爾後除草肥培懇到なれば。其年の秋末には種類に依り二三分の大さとなるべし。播種の期節は土地の氣候に依りて一樣ならずと雖ども。春時は嚴霜なきを度として。可成早く下種するを良とす。東京地方にては三月上旬なれとも。西南にては二月初旬。寒地にては融雪後。土地の乾くを見て可成速かに下種して害なからん。種子は自然のまゝに任ずるときは。例令蜂蝶の媒助あるとは云へ。其の變化の目的を達するヿ能はざるものにて。是れ從來變種は偶然に依りて發見せらるゝヿ多き所以なり。然れども人工の媒助を行ふに於ては。充分變種の目的を達するヿ難からざるなり。人工の媒助を行ふには。其媒介の用に供する種類を定め。而して之れに媒助すべき雄蘂は。花粉の成熟せざるに先だちて之を摘み取るべし。花期の同じきものは。媒助に手數を要するヿ少なけれども。然らざるものは。遲咲の者は溫室に養ひて開花するの法を採るものあれども。花粉は之を乾燥なる瓶に入れ密閉し置くときは。一年以上も其生活力を有するものなれば。之を貯藏して用ゆるを便とす。

【植附法】百合を利益的栽培するには別ちて二となす。則ち單純なる百合畑を設けて耕作するものと。又た他の間作となすものなり。又た年々一地に栽培して害なきものあり。或は輪栽法に依らざれば。球根の發育を害せらるゝものあり。種類に依りて得失あり。之を要するに球根の大形となるべきもの。則ち天蓋百合屬。山百合屬。鹿の子百合屬等の如きは。間作又は輪栽法を行ざるべからず。之に反して透百合屬。鐵砲百合屬及其他の屬は。別に百合畑なるものを設けて栽培するも害なく。殊に透百合屬の如きは。年々同圃に作るも別に害あるを見ざるなり。蓋し球根の大となるものは。養分を吸收するヿ甚だしきを以て。一定地に植込むに於ては。遂に土地を瘠薄ならしむるの恐れあり。而して土地瘠薄なるに至れば。假令人工的肥料を施こすも。充分なる結果を望むべからざるなり。土地の整理は。恰かも他の六根地。牛蒡地の如く深耕をなさゞるべからず。若し淺耕をなすときは。鬚根の作用充分ならず。且つ排水惡しき爲めに。種々の病害を招き易し。畦巾二尺にして。原肥として之に落葉枯草堆肥。又は廐肥等の極めて能く腐熟せるものに木灰を混じ。大凡壹反歩に付木灰壹石。堆肥三四百貫目を用ゆるを良とす。植付の距離は球根の大小に依りて一樣ならず。又た種類によりて一樣ならず。

【百合の効用】百合の海外に輸出せらるゝは。單に花を愛するのみなれども。其球根は甚だ佳味滋養の食品となり。又た製造及調理の方法に依りては。極めて高尚美味のものなり。之を耕作上の利より見る時は。(い)水旱風蟲の害に罹るヿ少なし。故に凶歉少なし。(ろ)間作に適す。(は)瘠地に栽培するを得。(に)粗放の農業組織にも適す。(ほ)栽培の勞少なき等なり。

【澱粉製造法】百合球根の中。栽培容易にして大球となり。且つ苦味甚だしくして普通の調理に用ひ難きものは。之れを澱粉に製造するを良とす。澱粉となすときは毫も苦味なく。且つ品質上等なるものを得べし。澱粉を製するには。先づ掘取りたる球根の鬚根を切り去り。之を大なる桶に入れて。棒を二本交叉して結びたるものにて之を攪拌し。二三回水を交代するときは清潔となるべきを以て。之を石臼に入れて搗碎し。水にて四五回淘淨を行ふべし。但し始めに當りては粘膠液の水に混ずること多きを以て。澱粉の沈澱急速ならざるものなれば。少なくも十時間位沈定すべし。搗碎したる漿を濾過するには。始め笊を用ひ。次に布帛の細かなるものを用ゆべし。若し始めより細かき布帛を用ゆるときは。澱粉粒を濾過するヿ急速ならずとす。澱粉を製するには。其時期に依て澱粉の含有量に多少あるものなれば。宜しく適當なる時期を撰んで之を採收せざるべからず。適當なる時期は。百合の種類に依りて及び各地氣候の關係に依りて一樣ならずと雖ども。其一定の標準となすべきは。何れの種類何地の氣候を問はず。凡そ百合の莖葉枯凋したる時は。其球根の成熟を證したるものにして。則ち百合球根の收穫期を報じたるものなれば。此期に於て採收の上直ちに着手するを最も良季となす。此採收期を澱粉製造時期の最上標準點となし。是れより其球根が自ら鬚根を生ずるに至るまでの時期に製造するを得策とす。既に鬚根を生ずるに至れば。球根中に含有せられたる澱粉の幾分は糖化せらるゝを以て。自然其澱粉の生産量を減ずべし。故に大凡採收適當の期以後三四十日以内に於て之を製造すべし。

【調理法】山百合。天蓋百合。透百合の諸屬は勿論。凡て球根に苦味なき種類は。凡て其儘諸般の調理に用ゆるを得べく。而して其用途及得失は。種類に依りて大抵一定し居るものなり。故に其用途に依り其種類を撰擇するを要す。即ち透百合屬。平戶百合屬。姬百合屬。車百合屬の如き。球根小形にして且美形なるものは。丸煮用に適し。天蓋百合屬。山百合屬。立田百合屬の如き。球根の大なるものは。其各鱗片を離放したる各種の調理に適す。○丸煮　百合の丸煮は從來上等品として。會席料理のキントンに用ひられたり。從來多く用ひたるものは透百合屬中の安價なるも

の。殊に蒲透中の劣等種を專用したりしものゝ如し。然ども蝦夷透重代等の種類。其他何種の透百合にても用ひられたり。又た平戶鱗の如き。或は車百合の如きは。其球形最美なるを以て。將來多數繁殖するに至らば。丸煮用上等の菓子原料を得べし。百合を丸煮となすには。能く其球根を洗ひ之を陰所に置きて可成其水分を蒸發せしむべし。水分の蒸發不充分なれば。煮熟に際し鱗片潰崩するの患あり。若し又た乾燥長きに過ぐるときは。往々球根の外面に紫赤色を帶び。大に外觀を損すべし。併し大抵は一日位陰所に放置すればよろし。之を煮るには能く其鬚根を除き。尙球根に少しにても腐點又は汚點あるものは之を除き。充分濃厚なる糖液にて煮るべし。但し一旦之をザット蒸したる後。半日位之を陰に乾かし。之を濃厚なる糖液に入れて煮るもよろし。○羊羹　百合を以て羊羹を製せんとすれば。可成煮熟し易く。且つ鱗片の色は白きものを要す。故に此目的に恰好したるは天蓋百合鱗となす。羊羹を製するには。先つ百合の鱗片を放し。能く之を洗ひて水を切り。之を煮熟すへし。既に煮熟したるを（釜は土鍋を良とす）見るときは。一旦其水を去り更に水を入れて充分煮熟し。擂木を以て之を碎きつゝ攪拌し。其どろ〳〵となりて大抵碎けたるを認めたるときは。此粘狀物を悉く布帛にて濾過すべし。但し始めには極粗布を用ひ。二度目に細かき布帛を用ゆべし。濾過するには斷へず水を上より注加して粘膠物を除き。澱粉を濾すべし。然るときは一旦濾過したるとき。表面に多くの水を存するを以て之を除き。細布に入れて充分に水を搾り取るべし。之を煮るには鐵鍋を忌む。若し鐵鍋を用ゆるときは。酸化して黑色を帶ぶるに至るものなり。其調合の割合は濾粉壹升。白糖四百匁。寒天四本。之を調合する手續きは。先つ寒天を水に投じ。之を煮て溶解し。之を細かき目の布帛にて濾過し。別に砂糖を煮て溶解し。之を清淨にし。此の糖液寒天液とを混じたるものに濾粉を入れ。能く混合し。之を文火に上せ。絕えず之を攪拌すべし。是れに用ゆる鍋も又た土鍋を良とす。水分の蒸發せるを認むれば。之を適宜の模形に移して冷却せしむ。○餡　餅類の中に入るゝには。羊羹の如くして半ば水分を蒸發せしめたるものを良とすれども。日常家內にて用ゆる汁粉餡の如きは。極めて簡單に出來上るなり。則ち前に述べたるものゝ如くに煑て之を濾過し。適宜の水と砂糖とを加へて煑沸し。尙少許の鹽を加ふべし。其品味の佳良なる。薪材を要せざる等。小豆。菜豆などゝ同日に論ずべからず。○乾粉　乾粉を製するには極寒を良とす。則ち鱗片を洗ひて普通の如く之を煑熟し。之を布帛にて濾過し。水分の九分通りを去りて。之を夜間屋外に出し凍結せしむべし。之を箱に入れ白布を被ふて自然に乾燥するときは。上等の乾粉を得べく。其品位普通小豆製の乾粉の比にあらず。○百合飯と百合粥　百合飯及百合粥共に天蓋白合の四五年生のものを良とす。普通の如く鱗片を放し。能く洗ひ。然る後ち其鱗片の周邊を庖刀にて削り取り。能く水を切りて置くべし。飯を炊くには通常の如くなして。恰かも湯氣の吹出す時に鱗片を投入して。其まゝ普通の如く蒸すべし。粥は前の如く並べたる鱗片を。通常の如く粥を煑て其沸騰するを見て鱗片を投じ。尙少許の食鹽を投じ。其沸騰の度合を見て之を火より下ろし。其まゝ自然に冷却す。

【球根類重要成分分析表】ウォルフ氏の分析に依る。原料百分中左の如し。

品名	水分	灰分	蛋白質物	纖維	可溶炭水物	脂油
瓜哇薯	七五、〇	〇、九	二、一	一、一	二〇、七	〇、二
菊芋	八〇、〇	一、〇	二、〇	一、三	一五、五	〇、五
菾菜	八八、〇	〇、八	一、一	〇、九	九、一	〇、一
甜菜	八一、五	〇、七	一、〇	一、三	一五、四	〇、一
胡蘿蔔	八五、〇	〇、九	一、四	一、七	一〇、八	〇、二
蕪菁	九二、〇	〇、七	一、一	〇、八	五、三	〇、一
アメリカ防風	八八、三	〇、七	一、六	一、〇	一〇、二	〇、二
芋	八一、二	〇、八	二、〇	〇、七	一五、一	〇、二
蒟蒻	九一、八	〇、四	一、一	〇、三	六、九	〇、一
萊菔	九三、九	〇、六	〇、九	〇、八	三、七	〇、一
薯蕷	八〇、七	六、七	二、四	〇、九	一五、一	〇、二
牛蒡	七三、八	〇、八	三、五	二、一	一九、七	〇、一
筍	九一、四	〇、八	二、二	一、〇	四、四	〇、二
蓮根	八五、八	〇、七	一、一	一、〇	一一、二	〇、二
慈姑	六六、九	一、四	七、〇	一、二	二三、〇	〇、五
卷丹（天蓋百合）	七一、五	一、一	四、五	一、〇	二一、七	〇、二

（右の表には山百合鱗。透百合鱗等の分析なきを以て。其滋養價を知るを得ざれども。蓋し百合は根菜類中上等の滋養價値を有する部類にあるを見るべし）。

【海外輸出】海外の輸出に適するは。種類に依り球根に大小あるは勿論。其價格の如きも千種萬樣にして。尙且つ種類に依りて海外人の嗜好に差あり。隨て輸出の數量

に多少あるは免るべからざるとなり。今日迄最も多く輸出したる種類は。山百合。鹿の子類。鐵砲百合にして。此種類中山百合は別に變動なきも。鹿の子百合には四五年以來變遷ありたり。則ち四五年以前までは。白鹿の子最も氣受け善かりしを以て。世人は白鹿の子の栽培を厲行したるを以て。著く其栽培者と數量とを增加し。赤鹿の子は殆んど顧みる者なかりしが。一兩年來は大に此事實に反對の成行を現はしたり。又鐵砲百合は從來海外の氣受宜しからざりしも。近來に至りては最も氣受宜しく。價格も暴騰したるを以て。著しく其栽培者を增加したれば。早晚價格の低落するともあらん。上記の種類は目下最も多數に輸出せらるゝ種類なれども。尙之れに次て多數に輸出せらるゝは。紅筋。白黄。竹島。博多。玉受等にして。尙其他の種類と雖も。輸出せられさるものは殆と稀なり。以上新四君子の記す所を抄す。

ユワウ　硫黄。和訓栞云。ゆわう。和名抄に。硫黄。俗に云。由王。といへり。湯の沫の急語なるべし。今ま俗いわうともいへり。職人歌合にも。ゆわうをいふによせたり。硫黄の訛音とせるも。ゆといと通す。和銅六年に令信濃國献硫黄と見え。海東諸國記に。日本下野國有二火井一。産二石硫黄一。と見え。庚辛玉册に。石硫黄生二南海琉球山中一。倭硫黄亦佳と見えたり。琉球山中といへるは。武備志などに所レ謂硫黄が島を中山傳信錄に硫黄山といへり。」鷹の目と稱するは色黄也。崑崙黄と名くる是也。鵜の目と稱するは青色也。石硫青と名くる是也。共に藥用に入べし。火口と稱するは發燭に用ひ。瘍家にも用ふといへり。」貿易備考云。ユワウは燃質物にして。性脆く色黄なる一種の礦物なり。西洋古說には。ビチコミナ(土中に生するハルスの總稱)。石膽擅及び精微の土相混和し。地中の火脉に焦化せられて成るものと爲す。然とも其後硫黄の性質單純無雜なることを發見してより。一個の元素と爲れり。日本坑法第一章に燃質物にして。第二類に屬する無鑛質と爲す。其の用醫藥に供し又製して火藥硫酸朱砂等を得可し。本邦輸出品の一なり。和漢三才圖會及ひ其他の書にユワウと訓するものあれとも。今本草綱目啓蒙に記する所に從て。イワウと訓す。硫黄の種類許多ありと雖も大抵之を三品に分つ。曰く石硫赤。曰く石硫青皆火山より出づ。鑛石土類を混するもあり。或は混せさるものあり。石硫黄は其色深黄なり。是を鷹眼と曰ふ(遠西醫方名物考に曰く。藥舖に鷹の目と呼ふものは一たび升煉を經るものにして。硫黄華に近しと)。石硫赤は其色黄にして微紅を帶ふ。是を鷗鷺眼(一に鵜眼と作る)と曰ふ。共に光澤透明のものを上品とす。或は白色を以て鷹眼とし。微黄色を以て鷗鷺眼とするものあれとも非なりと云ふ。石硫青は其色黄にして青色を帶ふ。是を火口と曰ふ。而して鷹眼鷗鷺眼の二者從來種々の藥劑に供し。及ひ銃藥に用ふと雖。特り青色のものは然るを得す。唯發燭の用に充るのみ。故に火口の名あり。而して近來硫酸製造の業起りしより。硫黄の需用大に增加するに至れり。本邦硫黄を用ると。正史に記せるは續日本紀。和銅六年相摸。信濃。陸奥より礦黄を獻せしむるとを以て始とす。又本草啓蒙に相摸の箱根。信濃の淺間ヶ嶽。陸奥の福島。同會津大鹽の里。出羽の秋田。豐後の玖珠郡。同速見郡の硫黄山。肥後の阿蘇山。越後の妙香山。越中の立山。加賀の白山。下野の日光山。伊豆の大島。土佐の湯の山。薩摩の硫黄ヶ嶽。甲斐國等より硫黄を出すと記せり。然とも其來歷得て知る可らす。又土硫黄(一に水硫黄に作る)あり。即ち俗に湯の花と稱するものなり。亦た各地に産す。今各地諸坑開業年歷の知るへきものは。之を産地の條に分載す。【品種】鷹眼硫黄△鷗鷺眼硫黄△火口硫黄(以上三種前に詳かなり)。△阿蘇山硫黄(肥後國阿蘇山に産す)。立花硫黄(越中國立山に産す)。鼠硫黄(渡島國古武井山に産す)。△雞目(信濃國上高井郡米子村に産す)。△鳩目△猿目(以上二種薩摩國川部郡に産す)。△白山硫黄(加賀國白山に産す)等の數種あり。○外國の製法に傚ひて精製せしもの。之を三種に區別すること左の如し。△洗黄華(天然の粗品を乾餾し。鑛氣土氣を脫して純粹ならしめしものなり)。△洒淨硫黄(水を以て硫黄華を能く洗淨せしものなり)。△沈澱硫黄(硫黄華を抱水石灰及ひ水に合して。煑沸し。之に鹽酸を加へて硫黄を沈澱せしめたるもの。又硫肝を溫湯に溶化し稀硫酸を加へて沈澱せしめたるものを謂ふ。硫肝は其質堅脆にして褐色。風に觸れて濕を生す)産地。攝津國八部郡神戸區山木通。有馬郡湯山町。西成郡難波村(土硫黄)。」伊賀國伊賀郡湯屋谷村字湯谷(硫黄)。」甲斐國。」伊豆國田方郡湯ヶ島村天城山(明治十年以後休業)御林内字硫黄山。那賀郡池代村天城御林内字火ヶ原。大島。八丈島(硫黄)。君澤郡土肥村(土硫黄)。」相摸國足柄下郡箱根山中箱根村字大涌谷(一ヶ所は寬政元年開坑一ヶ所は慶應三年發見明治七年開坑)。一に箱根駒ヶ嶽中央地獄山(硫黄)。蘆の湯村蘆刈。元箱根村字湯の花澤(慶長二年發見開坑土硫黄)。」美濃國土岐郡久尻村字欠やな(一に字小家ヶ洞硫黄)。」飛驒國益田郡小坂村字濁河山(明治七年發見同八年開坑)。吉城郡平湯村(硫黄)。」信濃國上高井郡米子村字瀧頭(一に瀧山元祿年間開坑。一旦廢絕明治七年五月再開業)。下高井郡境村秋山組字湯澤(明治九年五月發見試掘)。西筑摩郡御嶽。南佐久郡海尻村字箕冠山(文政年間發見開坑)。北佐久郡淺間ヶ嶽。南安曇郡安曇村。北安曇郡中土村字湯本(文政年間發見開

ユワウ

坑)。諏訪郡北山村冷山(永祿年間發見天正年間開坑土硫黃)。」上野國吾妻郡草津村。大前村。干俣村。三ヶ村入會字萬座山(天明五年開坑硫黃及土硫黃)。同字白根山(試掘中に係る硫黃)。」下野國鹽谷郡鹽原村。那須郡湯本村茶臼嶽(應永年間發見開坑硫黃)。同村字高尾又(土硫黃)。」磐城國苅田郡山竹村(硫黃)。」岩代國安達郡安達太郎山中字湯頭(明治八年發見同九年開坑。同九年十月廢す硫黃)。深堀村(土硫黃)。信夫郡上名倉村。櫻木村兩村入會字吾妻山(一に東山と曰ふ數十年前の發見に係ると雖も。未た開坑に至らす。硫黃)。庭坂村信夫山麓(慶長七年發見開坑土硫黃)。耶麻郡蠶養村字沼尻山の內南ぶす澤(寶曆五年開坑。明治元年廢業。同八年更に開業。硫黃及土硫黃)。磐梯村磐梯山(弘化年間發見。嘉永三年開坑)。白木城村。大沼郡早戸村字湯の平(寶龜元年發見開坑。土硫黃)。」陸前國玉造郡鳴子村字湯元潟山(文政六年三月開坑。此地溫泉あるを以て。濫に採收すれは泉氣に害あるに因り。五六年間を以て一次之を掘採すと云ふ)。栗原郡鬼首村荒雄嶽字形山(一に西の河原に作る)の內劍山。八幡山。血の池。奧の院四ヶ所(享保五年開坑)。柴田郡前川村字河音嶽(徃古より硫黃を產出すれとも土人此地を靈山と稱し採掘を禁せしか。明治八年に至り始て開坑すと云ふ)。」陸中國鹿角郡谷內村。長谷川村字熊澤。小字湯の澤。湯の沼。小屋の澤。三ヶ所(明治八年開坑)。」陸奧國中津輕郡百澤村岩木神社境外字湯野澤(嘉永七年開坑。明治六年中止。同九年更に開坑)。東津輕郡荒川村。上北郡奧瀨村十和田山中字赤倉岳(開業に至らす)。下北郡田名部村字宇曾利山(一に恐山に作る。明治五年發見。同七年開坑硫黃)。下風呂村(土硫黃)。」羽前國南村山郡小倉村字高平(明治九年發見。硫黃)。永野村字硫黃姥湯溫泉白山(土硫黃赤白二種)。高湯村。西村山郡朝日嶺(土硫黃)。」羽後國仙北郡上檜木內村。生保內村。田澤村(硫黃)。玉川村(延寶八年開坑硫黃及土硫黃)。雄勝郡高松村硫黃山字川原毛(寬政九年開抗硫黃)。」越前國大野郡上打波村。南條郡(硫黃)。」加賀國百山。能美郡(硫黃)。白峯村字湯谷(曆應年間開坑土硫黃)。石川郡中宮村字湯の谷(明治元年開坑土硫黃)。」越中國上新川郡立山字湯原谷。有名なる地獄谷是なり(明治二年發見同年開坑又一ヶ所は明治七年開坑)。下新川郡黑部山(硫黃)。山崎村字小川(天文元年發見。同三年開坑。溫泉地なり)。有峯村字多枝原(文化七年發見。同十年開坑土硫黃)。」越後國西頸城郡大平村。中頸城郡開山村高山(一に妙香山に作る鵜眼鷹眼二種)。北蒲原郡瀧谷村字湯の平(文久元年發見同二年開坑土硫黃)。」但馬國二萬郡湯村。城崎郡湯島村(土硫黃)。紀伊國東牟婁郡本宮村。日高郡龍神村(土硫黃)。」豐後國速見郡鶴見村字鍋山。塚原村近地。直入郡有氏村字佛原石原村九重山字千里ヶ濱(寬文年間より文化の末に至るまで。盛に採收せしか。其後廢絕し。慶應三年再び採掘し。明治二年廢止。同八年再興)。」玖珠郡田野村字九重山(開坑後廢絕。弘化四年再興)。大野郡尾平鑛山(硫黃)。」肥後國南高來郡小濱村字溫泉嶽(明治三年發見。試掘。爾後中絕。同九年再興)。島原。」肥後國阿蘇郡阿蘇山(硫黃)。黑川村(土硫黃)。日向國諸縣郡霧島山の近地荒川等の溫泉ある邊の諸山(硫黃)。」大隅國噌唹郡御嶽元見山。桑原郡(硫黃)。」薩摩國川邊郡硫黃島字本山獄外四ヶ所。中ノ島穎娃郡(鵜眼。荒流硫黃。燒硫黃。赤流硫黃。黃流硫黃。燒硫黃。蒸餾硫黃。黃燃の粉を出す)。硫黃島(硫黃醋を產す其味極て酸し土人取て米醋に代ふ)。琉球國島島(硫黃及土硫黃)。」渡島國茅部郡尻岸內村枝根田內字惠山(明治八年九月五日開業)。同村古武山(明治十年十月開坑許可硫黃)。イソヤ(土硫黃)。」後志國岩內郡字岩登山(明治十年六月開業。硫黃)。」北見國斜里郡遠音別村知床山(明治十一年五月開業。硫黃)。」膽振國幌別郡登別山(試掘)。虻田郡イヲヲベツ山(明治十一年十一月開業。硫黃)。」釧路國釧路郡字クヂヤロ山。川上郡跡佐登山(明治十年六月開業。硫黃)。」千島國擇捉郡ヘレタレ。國尻郡イワヲノホリ(一に羅臼山に作る明治十二年一月開業。硫黃)。」產額。近時硫黃の產額未だ詳ならざるに因り。姑く明治七年以降。民行鑛產表を抜萃し。之を左に表揭す。

○硫黃產出表

年次	數量
明治七年	一五四、八九二貫
仝八年	一五六、二二三
仝	三七二、六五三
仝十年	三五三、二八九
仝十一年	五七三、八一三
仝十二年	四六六、八八一
仝十三年	三七一、九六三
仝十四年	一八六、二〇六
合計	二、六三五、九二〇
平均	三三一、九九〇

【製造】硫黃は製煉の術に由て酸化銅。硫化鐵。及ひ他の硫化金類より之を得へしと

雖も。天生の品を得るの容易なるが故に。之を製造するの業は外國に於ても亦盛大に至ることなし。凡そ金石の造化は昔時盛なりしも間〻其跡を絕つもの多しと雖も。硫黃に至ては然らず。火山の熖勢旺盛なるの地に於ては。其造化の力猶噯乎として前進するを見る。○硫黃は地中の熱に遇て。山の罅隙より蒸發するものなり。其蒸發するや地面に聚積し薄皮を成して其上に花を作すものあり。或は火山より噴出せる泥土灰爆等の物體中に透入して。晶を結ぶものあり。又塊を成すものあり。蓋し硫黃の物たる蒸氣常に絕へざるものなれば。人工を用ひて許多の室を其上に構成し。其蒸氣を凝聚せしめば夥多の硫黃を得ること必せり。○硫黃を精製するには。先つ爍烊して泡沫を抄ひ去り。長圓管に注入して凝固せしむ。然るときは其質堅く。色枸櫞皮の如く黃にして光輝あり。氣味なく大氣に觸れて變せず。火を得て能く燃え青熖を發す。○消費。內國消費の額未た詳ならさるに因り。今姑く明治六年以降硫酸製造の爲に。大阪造幣局に消費せし硫黃の數量。及び價額を左に表揭す。

○大阪造幣局硫酸製造所消費硫黃調查表

年次	硫黃の數量（封度）	價額（円）	平均每百封度價格（円）
明治六年自四月至十二月	二三三、六二二	四、二八六・二六三	一・八三五
仝七年	一五五、一九八	二、八三一・四三二	一・八二四
仝八年	―	―	―
仝九年	五五五、〇四〇	一〇、一五三・九〇二	一・八二九
仝十年	一、〇〇三、七四〇	二〇、五九六・七四五	二・〇五二
仝十一年	一、〇五七、四二〇	二〇、九七八・一五五	一・九八四
仝十二年	一、二三八・六八〇	二、九七九・五二三	一・六九四
仝十三年	一、一一三、六二〇	一六、九九四・九五五	一・五二六
仝十四年	八九七、一九〇	一四、八四九・三九二	一・六五五
仝十五年	四四八、五一〇	八、八一九・五〇一	一・九六六
仝十六年	七六六、五六〇	一五、〇七三・六三六	一・九六六
仝十七年自一月至十月	五三六、〇七〇	一、五四一・二八一	一・九六六

右硫黃の產地は。專ら薩摩。豐後。釧路等なり。其他攝津國西成郡湊屋新田の硫酸製造會社に於て。一年間消費する斤量は。凡そ六十七萬五千斤なりと云ふ。

ヨ之部

ヨウキム　用金は。人民をして金員を政府に上納せしむることなり。古來政府に財政の窮乏を告くることある每に。富豪に命じて金員を献納せしむ。奉行。代官に於て。管內の人民の富力を取調べ。各〻相當の額を賦課するものにて。其の賞として苗字を名乘るを許し。又は帶刀を許す等の事あり。德川氏の時。最近の例は。嘉永明治年間錄慶應元年五月の條に。諸國の寺社に諭して金を上納せしむ。十八日寺社奉行達書。此度被遊御進發候に付ては。莫大の御用途に有之。是迄迚も御物入打續き候折柄に付。諸寺社の向も御國恩を相辨じ。上納金願出候樣。諸宗觸頭。並に吉田白川兩家執役所へ無急度及內諭置候間。追々上納金願出候樣。可相諭。」また江戶町人に用金を命す。三井八郞右衞門金三萬兩。村越庄左衞門。鹿島清兵衞。川村傳左衞門。三谷三九郞。伊勢屋四郞左衞門。田畑屋次郞右衞門は金壹萬五千兩づゝ。鹿島淸右衞門。鹿島利右衞門各金壹萬三千兩づゝ。大橋淸左衞門。中井新右衞門。井筒屋善次郞。稻垣市兵衞。橋本淸左衞門。伊勢屋長兵衞。飯島喜左衞門。福島彌兵衞。竹原文右衞門。坂倉屋淸兵衞。仙波太郞兵衞各壹万兩つゝ上納。其の餘擧て計へ難し。仍て畧す」とあり。諸侯に於ても領內の人民に用金を命するも此の如し。明治になりて海防費献金を人民に諭したるも此の類なり。

ヨウニム　用人とは。大名貴族の家におく所の役名にして。家老年寄に次く顯職なり。四季草に云。用人と云ふ役目。昔は今世の如く定まりたるの役名にはあらされども。その名目はありしなり。東鑑卷二（養和元年四月三十日の條）に。遠江國淺羽庄司宗信。依二安田三郞義定訴一雖レ被レ收二公所領一謝申之旨不二等閑一之間。安田亦執二申之一仍且返二給彼庄內芝村并田所職一畢。是子息郞從有レ數。尤可レ爲二御要人一之故云々。また卷三十四（仁治二年九月七日條）に。有二臨時評定一爲二出羽前司行義奉行一細工所雀恩澤事有二沙汰一。野世五郞拜二領相摸國横山五郞跡新田垣內等一是細工故日向房實圓本給地也。女子類雖レ申二子細一付二藝能一充給訖。今又爲二御用人分一勿論云々。太平記卷三十三（新田義興自害の條）に。兵衞佐殿も。竹澤も。他に殊なる思ひをなされ。傍輩共も皆これに過たる御用人（寫本には御用人とあり）印本には御要人とあり）有べからず。と悅ばぬ者はなかりけり云々。と見えて。もとは要人なるべきが。家老に引續て肝要人といふ事なるべし。およそ主家に仕ふる

人。貴賤の品こそはあれ。主用なきものはなし。されば用人といふ役のみに限るべからず。要人とかきて其義叶ふべし」といへり。又武家職官考に。用人或作二要人一。用。有用之意。要。樞要。其義相近。故二字通用。後從二用字一。古時以泛ク稱用レ事典二樞要一者上。又稱二才藝者一。取レ於二其有用一。非二定稱一也。後世以レ通二財用一爲二有用第一義一。故以レ之專呼二度支諸有司一。俗稱之久。竟爲二一定職名一。其階級亞二老臣一。爲二一重職一。然以下其屬二才選一故上。雖レ非二世家譜第之流一。有二時引用一。又諸家置二此職一。或有下非二家老一非二奉行一如二閑職一然者上。猶不レ失二古用人之意一矣」といへり。

【側用人】ソバヨウニンを見よ。

【渡り用人】德川氏の頃。旗下には貧窮なる家多く。用人一人にて庖厨の事までも勤めさる可らず。故に下等なる用人を俗に味噌すり用人と云ふ。斯る旗下にして財政を恢復せんと欲する時は。渡り用人を雇ふことあり。渡り用人は其の主人と契約して。其の知行より收入する金穀を一切抵當に取り。自ら資金を出して。秋穫までの一切の費用を支辨することにて。主人は入用の費目あるも。恣まゝに之を使用するを得ず。一々この會計主任の承諾を得さる可らず。斯くして秋穫の內より借財を返し。月々の豫算決算を整理して。年を期して財政を恢復することを得るなり。

【公用人】維新の後。各藩に公用人一員を置く。是は毎日太政官に出仕する各藩の代表者なり。廢藩と共に廢せらる。

ヨカイレイ 豫戒令は。無賴の徒を罰するの法令なり。明治十三年の刑法に。一定の住所職業を有せさる浮浪の徒は違警罪を以て罰する事を規定す。明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號を以て。【保安條例】を定む。○第一條。凡そ秘密の結社又は集會は之を禁す。犯す者は一月以上二年以下の輕禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加す。其首魁及教唆者は二等を加ふ。內務大臣は前項の秘密結社又は集會又は集會條例第八條に載する結社集會の聯結通信を阻遏する爲に必要なる豫防處分を施すことを得。其處分に對し。其命令に違犯する者罰前項に同し。○第二條。屋外の集會又は群集は。豫め認可を經たると否とを問はす。警察官に於て必要と認むるときは之を禁することを得。其命令に違ふ者。首魁教唆者及情を知りて參會し。勢を助けたる者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加し。其附和隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」集會者に兵器を携帶せしめたる者。又は各自に携帶したる者は各本刑に二等を加ふ。○第三條。內亂を陰謀し。又は教唆し。又は治安を妨害するの目的を以て。文書又は圖書を印刷又は板刻したる者は。刑法又は出版條例に依り處分するの外。仍其犯罪の用に供したる一切の器械を沒收すへし。」印刷者は其情を知らさるの故を以て。前項の處分を免るゝことを得す。○第四條。皇居又は行在所を距る三里以內の地に住居又は寄宿する者にして內亂を陰謀し。又は教唆し。又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは。警視總監又は地方長官は內務大臣の認可を經。期日又は時間を限り。退去を命し。三年以內同一の距離內に出入寄宿又は住居を禁することを得。」退去の命を受て。期日又は時間內に退去せさる者。又は退去したるの後。更に禁を犯す者は一年以上三年以下の輕禁錮に處し。仍五年以下の監視に付す。」監視は本籍の地に於て之を執行す。○第五條。人心の動亂に由り。又は內亂の豫備又は陰謀を爲す者あるに由り。治安を妨害するの虞ある地方に對し。內閣は臨時必要なりと認むる場合に於て。其一地方に限り。期限を定め。左の各項の全部又は一部を命令することを得。」一。凡そ公衆の集會は屋內屋外を問はす。及何等の名義を以てするに拘らす。豫め警察官の認可を經さるものは總て之を禁する事。」二。新聞紙及其他の印刷物は豫め警察官の檢閱を經すして發行するを禁する事。」三。特別の理由に因り。官廳の認可を得たる者を除くの外。銃器短銃火藥刀劍仕込杖の類。總て携帶運搬販賣を禁する事。」四。旅人の出入を檢査し。旅券の制を設くる事。○第六條。前條の命令に對する違犯者は一月以上二年以下の輕禁錮。又は五圓以上二百圓以下の罰金に處す。其刑法又は其他特別の法律を併せ犯したるの場合に於ては各本法に照し。重きに從ひ處斷す。○第七條。本條例は發布の日より施行す。此條例の發布あると同時に。東京にて第四條の處分を受けたる者中島信行。尾崎行雄。島本仲道。林有造。星亨等七十餘人を皇城三里以外に退去せしめ。又二十四年。議會開會中にも。第四條を適用せられたること兩回に及へり。

明治二十五年一月勅令第十一號を以て。【豫戒令】を定む。○第一條。警視總監。北海道廳長官。府縣知事は公共の安寧秩序を保持する爲め。左の事項に該當する者と認むるときは。豫戒命令を爲すことを得。」一。一定の生業を有せす。平常粗暴の言論行爲を事とする者。」二。總て他人の開設する集會を妨害し。又は妨害せんとしたる者。」三。公私を問はす。他人の業務行爲に干渉して。其の自由を妨害し。又は妨害せんとしたる者。」四。第二號又は第三號に揭くる妨害を爲すの目的を以て。第一號より第三號までに記載したる者を使用したる者。○第二條。豫戒命令は左の如し。」一。一定の期限內に適法の生業を求めて。之に從事すべきことを命す。」二。

總て他人の開設する集會に立入。妨害を爲すへからさることを命す。」三。如何なる口實に拘はらす。財物を强請し。不當の要求をなし。强て面會を求め。脅迫に渉る書面を用ひ。勸告書を送り。又は如何なる方法たるを問はす。暴威を示して。他人の進退意見を變更せしめんとし。其他他人の業務行爲を妨害し。又は妨害せんとするの所行を爲すへからさることを命す。」四。人を使用して。總て他人の開設したる集會を妨害し。又は妨害せんとし。又は他人の業務行爲に干渉して。其自由を妨害し。又は妨害せんとするの所行を爲さしめさること。及ひ豫戒命令を受けたる者を扶助し。又は使用すへからさることを命す。但し親族の故を以て之を扶助する場合は此限に在らす。」前條第一號に該當する者に對しては。第一號第二號第三號の事項を併せて命令し。前條第二號第三號に該當する者に對しては。第二號第三號の事項を併せて命令し。前條第四號に該當する者に對しては第四號の事項を命令す。」○第三條。豫戒命令を受けたる者。其現住居を轉するときは。轉居の前。二十四時間内に其旨を舊住居の所轄警察署に屆出て。轉居の後二十四時間内に其旨を新住居の所轄警察署に屆出つへし。○第四條。豫戒命令を受けたるより。三年以内に其命令又は第三條の規程に違犯したる者は。左の區別に從ひ之を處罰す。」第三條。第一號の違犯者は。三日以上十日以下の拘留に處し。又は一圓九十五錢以下の科料に處す。」第二條第二號の違犯者は十一日以上二月以下の重禁錮に處す。」第二條第三號の違犯者は一月以上四月以下の重禁錮に處す。其所犯官吏又は公吏の職務に對するときは。一等を加ふ。」第二條第四號の違犯者は。二月以上六月以下の重禁錮。又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す。」第三條の違犯者は。二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」○第五條。豫戒命令を爲すには命令書を作り。其命令を受くる者の氏名年齡身分職業本籍住所第一條第何號に該當する者たること。第二條に記載したる命令第三條の全文。第四條に記載したる違犯者の罰例幷に命令を爲たるの月日。警視總監北海道廳長官府縣知事官氏名を記載して本人に下付し。同時に之を其地方に於て公布す。」○第六條。豫戒命令を受けたる者。一年以上を經過し。改悛の情狀著しきときは。警視總監北海道廳長官府縣知事に於て其命令を解除することを得。此場合に於ては同時に。之を其地方に於て公布す。○第七條。豫戒命令を受けたる者を止宿。又は同居せしむる者は。二十四時間内に其旨を所轄警察署に屆出て。又所轄警察署の要求あるときは。本令の施行に關する事項に付事實の申立を爲すへし。若し其屆出を怠り。又は不實の申立を爲したるときは。三月以上百圓以下の罰金に處す。○第八條。豫戒命令違犯の刑は。其本住所の地の所屬監獄に於て。之を執行することを得。○第九條。本令は發布の日より施行す。

ヨギ 夜着。(ヤグを見よ)

ヨシコノ よしこの節。(ハウタを見よ)

ヨシノヌリ 吉野塗は。工藝志料に。大和國吉野郡に於て製する所の者なり。而して其の始詳ならず。多く椀を造る。其の製たるや黑漆を以て之を塗り。其の外面に朱漆を以て。木芙蓉を畫がけり。又吉野膳と稱する折敷あり。亦其の創製詳ならず。並に方今吉野郡の下市。及ひ十市郡の田原。宇智郡の五條に於て之を製す」とあり。

ヨシノ子ゴロ 吉野根來は。工藝志料に。大和國吉野に於て製する所の漆器なり。而して其の始詳ならず。傳へていふ。漆工某と云ふ者あり。根來塗に基き。一種の髹法を創めしなりと。是を吉野根來といふ。其の製たるや器の表裏。及緣の上を。或は朱漆。或は黑漆を以て塗り。其の緣の側面を。朱の搔合(春慶塗に類せし色を云ふ)塗りたるものなり(按するに。吉野根來と稱する漆器の五百年前の者。今尙存す。恐らくは後醍醐天皇の御宇に製せし所の者ならん)。工人業を傳へて今に至る」とあり。

ヨセセキ 寄席は。人を集むる席亭にて。人寄席の略語なり。その始め詳かならざれども。もと辻談義といひて。大道にて人を寄せしが。漸々家屋を設てなすことに至りしなり。之を定席と云ふ。現今にても。古風なる講釋場にて。定席と書きし看板を揭るもの。稀に見るとあり。辻談義のことは。信長記にも見え。歐林雜話集(松永貞德著)なとにも。太平記を讀み聞かすることあり。その頃は。講談師を單に太平記讀といひしなり。安樂庵策傳といふ人は。話上手にて。醒醉笑といふ書を著し。見附の淸左衞門とて。江戶淺草見附傍に出て。太平記を講談す。また露の五郞兵衞といふ。辻咄の上手ありしと。いづれも寬永より後。元祿前後の事なるべし。其より追々人の座敷など借りうけ。咄講談を演し。遂に寄席など。一箇の商業をなすもの出るに至りしなるべし。嬉遊笑覽に。寄せとは人集する處を云ふ。はじめは話淨瑠璃凡て興行するには。手ならひの師。又は水茶屋など。廣き處をかりて。興行したりしか。やがてその家を設て。業とするもの出來。軍談をはじめとして。落話。其外種々音曲あやつり。かげ繪。狂言。ものまね等興行せざるはなし。この處を名つけて寄と云ふ。人をよする故なり。又席などゝもいへり。定まりもなく人々思々

に是をなす。文化十二年の頃。このよせと云處より。乞胸仁太夫方へ出銀することとなるに至りて。江戸中に七十五軒あり。それより十年ほど經る内に。百二十五軒となる。其後飢歳あり。又女上るり興行人集めを禁ぜられてより。寄場も減て七十六軒となりしが。此のごろ皆禁止となる」と見えたり。毎日新聞に掲たる東名物中に。幕末時代に於ける寄席の體裁より。木戸錢の高あり。云く。今の如く一席亭に多數の藝人を集めて。連中替る〴〵の御目通りなどいふ事は更になく。先づ大抵は三人にて之を勤め。落語講談等ならば前座。中座。眞打。義太夫なれば口語り。切前。切と定り居たるものにて。今よりは打出も稍〻早く。勿論當時客數平均一百の入あれば。席亭も藝人も暮しを立つるに差支なしと云ふ位なりしかば。隨つて然程廣大なる席もなく。最も廣きものにても。二百は關の山なりし。然れば其席料も至極安直なるものにて。一人前四十八文。則ち今の青錢と稱ふる二厘錢一個四文宛の勘定なりしかば。十二枚の青錢にて。一夕の事足りしものなるが。尤も這は普通の直段にて。其出勤の藝人。當時三都に名高き上等のものなる時は。八十八文まで直上し得たるなり。然れど天保十二三年の間水野越前守が御老中筆頭として天下の政權を左右し。彼の俗に御趣意と言傳ふる勤儉貯蓄の令を布きし頃なるをもて。總ての物價に略制限あり。寄席の木戸錢の如きも。遂に百文以下に限られしものなりと云云。」而して現今は義太夫。落語。講談。浪花節等の種類に止まると雖ども。時に源氏節。操人形。にわか等をも演ずるとあり。希には藝者などがお溫習を名として寄席に興行することもあり。浪花節。源氏節。しんこ細工の如きは。明治以前は大道にてする業にて。寄席に出ることはなく。講釋。人形は必ず專門の寄席ありて。落語などと混じて演することはなかりしなり。又洋燈。電燈などのなかりし頃は。高座には二本の蠟燭臺を置て。落語家は其の心を剪ることを以て。一種のテレ隱しの材料に使ふたる事もありき。彈手と唄手と二人出る音曲などは。更に一本を唄ひ手と彈き手の間に置き。樂屋の者心を剪りしことなりき。【寄席の慣例】明治三十年一月。時事新報に。當今の慣例を載せて云く。【出席の組合割附】一月一日より十二月三十日に至る毎月上下の十五日間(上は十五日。下は十六日より三十日を云ふ)。各席亭へ出席する眞打以下の組合割は。豫め毎年十一月初酉。二の酉。三の酉即ち酉の市の日を以て。頭取幹事眞打席主竝に五厘と稱する斯道の世話役等集合して。協議の上之を定め。日本橋區浪花町長谷川のビラ屋方へ廻し置きて。其月々ビラを各席亭へ配布せしめ。席主は所轄の警察署へ屆け。湯屋理髮店等へ張出廣告をなすを例とせり。ビラの入費は總じて席持なるが。中には張込みて一層美麗に刷立る向もあり。尤も場合に依りては其月に至り。更に席亭より出席組合の差替方を申出る事あるよし。【出方と席亭との割】以前にありては席亭四分。出方六分の割合なりしも。近年は三七位となり。例へば木戸錢一人前五錢なれば。百人に付き五圓となるに付き。其の内の三分一圓五十錢を席料として引去り。殘り三圓五十錢を樂屋の收入とす。狡猾なる席亭にては。客三百人入りても二百五十人なりと稱して。出方へ二百五十人分を渡し。五十人分を著服するものあり。之を源四郎と云ふ。扨又樂屋にては眞打の者之を受取り。内一割即ち三十五錢を積立金に引去り。殘る三圓十五錢を眞打以下にて夫々分配するものなるが。其の分配割は。眞打は客一人に付き一錢以上。眞打にして中入前後を助ける者五厘乃至四厘。二枚目二厘五毛。三枚目二厘。其の他。相中。上分二厘五毛。二厘。一厘五毛(三味線物は二人たりとも矢張一人分の割)。【前座】は客の頭數に拘はらず上三十錢。中二十五錢。下二十錢より十五錢の割合にて配附するなり。尤も來客不入(百人以下)にて此割合に割當てることの氣毒なる時は。【眞打】は無給。又は持出しにて。相當の割を拂ふよし。殊に近頃は何れの寄席にても出方の多きを望み。一組十四五人。尠なくも十二三人の出席を常とするが故に。客足の尠なき時は懷都合別て面白からぬに引換へ。席亭は下足一人に付き一厘五毛宛を。前記五厘と稱する世話役の手當として送るの定めなれば。各席を合する時は。五厘屋の收得甚だ多しとなり。此五厘屋は三遊柳兩派合せて五六名に過ぎず。即ち斯道に由緒ある者ならでは容易に此役となる能はざるものにて。目下三遊派に於ける五厘屋は淺草區瓦町の橘家圓之助事中村代次郎及び同町の增田伊知の兩名なり。義太夫に於ける宮田某の如きは有名なるもの也。【眞打欠席の罰法】眞打は其席の主人公なるを以て。來客も重に此一人を當込みに詰かけるなれば。其の不參の時は次前の者を登せて其場を濟すもあり。又は一度高座に上りたる者數名打寄り。茶番抔を催して御茶を濁すもあり。或は斷り云ふて半札を出すもあるが。斯ることの度々なる時は。自然客足の減ずるとて。席主の迷惑尠からず(實際の病氣なれば。他席の眞打を差繰り掛け持ちさす)。其罰として各席申合せ。此眞打の看板を揭げざるの定めなり。尤も十五日間の内。御座敷又は其他の事故にて欠席するは此限にあらずして。假令不參なるも。組合の者より看板料として相應の步合を差出すよし。因に記す。眞打の内にも三段あり。前に出る【助眞打】の方が遙かに上手にて。來客の七分は其者の爲めに詰かくる場合には。此助眞打は本眞打の者よ

り却つて多くの歩割を取るなり（助眞打は大概第一流の藝人にて。他席の眞打にして。掛持に來るものなれば。中入前に出席す。義太夫にては之を切前又はモタレと稱す。又第二流の者二人にて。中入前と。眞とを分けて擔任するとあり。斯る時は割り看板とて。表看版に二人の名を列記する例なり。近年は三人を列記することもあり。出方の多きを望むよりの流例なり）。【後幕とビラ札】贔負の客筋より後幕。又は人氣澤山抔筆太に認めたるビラ札を贈興さるゝを。此社會にては最名譽とする所なるが。席亭に依ては此後幕を張るを至極迷惑がる者あり。幵は高座の後ろ戸を杉の絲柾板にて立派に新調したるを。幕の爲に覆はれて。來客に金目を見する能はざるによれりとぞ。又後幕を送る者は。席亭へ一圓。下足の者へ五十錢位は。祝儀として同時に送り。又時としては其師匠（幕を受くる者の師匠を言ふ）へも義理のビラを送るとあれ共。其實際の金高は張出しある金數の三分一位に過ざるよし。席亭下足茶番へのビラも總じて此割合にて。中には一圓を五圓位に書立る場合もあるよし。以上時事新報に記す所なり。【茶。菓子。煙草盆。布團其他】場内にて是れ等の品々を客に賣るは。席亭にてする者と。別の受負人ありて賣る者とあり。後者は席亭に月若干又は賣上高に應じて歩割を納むるの約束あるなり。猶ラクゴ參看すべし。【寄席の取締】德川氏の時。寄席の取締など。一にして足らさるべし。その一二を記す。天保十五辰年十二月。年番名主とも。市中取締名主共。市中寄場渡世之もの共。度々申渡を相背き。女淨瑠理等相催候もの有之候に付。拾五箇所限り。其餘は不殘取拂申付候處。軒數定有之處。株式同樣に相成。辻亦は明地等にて軍書講談昔噺等相催し。人集致し候ものも不絕有之哉に相聞。却而不取締に付。以來右五ヶ所に不限。何方にても勝手次第右渡世差免間。彌以先達而申渡置候通。神道講釋心學軍書講談昔噺四業に限り。茶汲女其外女商人等。都て坐へ差出候儀。並に噺之內へ鳴物を取交候儀。堅く爲致申間敷候。相背き候ものとも召捕。嚴重之咎め可申付候間。其旨能く申合。不取締之儀無之樣可心付候。十二月二十四日。」文久酉年三月。市中寄せ渡世致候もの。近來夥敷軒數相增。殊に兼而之申渡を相背。茶番手踊等之唱にて歌舞伎狂言に紛敷儀相催候由相聞。不埒之事に候。右躰之類嚴重差止候樣可致。若此上申渡之趣相背候におひては。無用捨召捕可及吟味候間。心得違之もの無之樣。其方共より組々不洩樣。早々可申通候。」さて右等の取締に就ては。時々令達ありし事知るべし。弘化。嘉永年代には。中入の時に鬮を賣り。大景物など出したるが。そは官より嚴に禁せしことあり。明治維新の後。追々右等の取締も緻密に行届き。寄席に於て猥褻の講談。および演劇類の所作。または怪談とて燈火を消し客席を暗黑にする等のことを禁し（爲に怪談を得意とする落語家は怪談ばなしと稱して幽靈に扮したる者の出づるを禁せられしかば。怪談を得意とする落語家は怪談ばなしと稱して演じたり）。また寄席に於て演する所は。講談。落語。淨瑠璃。唄。音曲。寫繪。手品。操人形の外は。演藝せしむべからさる旨を令す。且是に關する取締向は。時々警視廳より諭達あり。明治九年九月廿三日。寄席に於て。舞臺に擬し。大道具と稱する構造物を用ひ。或は假臺衣裳等を著し。扮裝して踏舞するを禁し。罰則を定む。」十年二月十日。區戶長を經て。警察本署の許可を得む。夜間は十二時限り。且猥褻の講談若くは演劇類似の行爲を禁す。而して犯罪密告の義務を負はしめ。罰則を定む。」十一年一月二十八日。座席を暗黑にすへからす。」十六年十月二十一日。寄席は講談。落語。淨瑠璃。音曲。寫繪。手品。操人形の外。之を演するを得す。安寧を害し正邪を誤り。倫理を亂り。其他醜猥の所爲。或は講談を爲すを禁す。藝人を交換する每に。其住所氏名及藝名技藝等を屆出しめ。藝人も亦之を遵守すへしと定め。政談をなすを防げり。」二十二年一月。寄席取締規則を改定す（警察令第二號）。改定の要點は。寄席營業を爲さんとする者は。場裡の圖面を附添し。組合年行事の加印を得。所轄警察署を經由し。警視廳に上願して免許を受け。轉居改氏名若くは廢業せしときは。三日以內に所轄警察署を經て。警視廳に上報せしめ。藝人にして本則中演藝に關する條項を遵守せさるときは。其事情に依りて。本業を停止し。演藝停止中の藝人は。寄席に演藝せしむることを得す。又違警罪を以て處分し。及び營業を禁止するの罰則を改め。一日の拘留或は十錢以上一圓以下の科料に處すと爲すに在り。」仝二十三年八月十五日。寄席取締規則を改定す（警察令第十五號）。規則の略に曰く。開き席と否とを問はす。藝人の演藝を衆庶の聽聞。若くは觀覽に供する所を寄席と曰ひ。寄席を建設し。或は之を改造變更せんとする者は建造物の圖面。及び構造の仕樣書。道路の幅員。及び四隣の距離。落成期日。觀客の定員を詳記し。所轄警察署を經て本廳の免許を受け。構造落成のときは撿査を請はしめ。撿査證を受けさるものは使用することを得す。檢査證面に異動を生じ。或は遺失毀損せしときは上報して改注を請ひ。廢席のときは之を返納せしむ。免許を得たるの後。正當の事由なくして。落成期日の翌日より三十日を過ぎ。尙落成せさるときは。免許の效を失ふものとし。演藝の種別及び時間を定め。其之を變更し。若くは休席し。若くは外國人をして演藝せしめんとするときは。所轄警察署に上報せしめ。猥褻其他風俗に害ある演藝を爲

し。藝人を客席に入れ。或は觀客を藝人休憩所に入らしめ。或は抽籤等を以て觀客に物品を與ふるを禁し。席料は席內に揭示せしめ。開き席は路上より聽覽せしむることを得ず。演藝時間は日出より午後第十一時を限り。席內其他便所は每日掃除し。夏日に在りては便所に防臭劑を撒布せしむ。本廳は臨時警察官吏をして臨監せしめ。本章の制限に觸れ。若くは構造上危害の虞ありと認るときは。或は之を停止す。而して構造制限（略す）を定め。附するに本則に違背する者は一日以上三日以下の拘留。或は二十錢以上。一圓二十五錢以下の科料に處するの制裁を以てし。從前の寄席本則の制限に牴觸する者は大修繕若くは燒失等のとき之れを改造せしむ。」仝年十一月十四日券符を賣り。或は下足料其他の名義を以て金錢を受け。技藝を演するものは劇場寄席。若くは觀物場に於て各其規則を遵守するに非れば演藝することを得さらしむ（警察令第十九號）。又警察署に訓令して本令を犯し。演藝する者あらは直ちに之を停止し。會員或は子弟等の會合にして營利を計らさるものは不問に付せしむ（訓令甲第七十七號）。明治三十四年十二月。又た其構造等につき改正訓令あり。

ヨツダケ　四竹は。竹の小片を兩手に二枚づゝ握り。手を開合して拍子をとり。打ちならし。歌踊などに合するもの也。嬉遊笑覽に。四つ竹。此器は今もいと賤きものにて。誰もその始など尋ぬる者もあらじ。其起りは承應元年。その頃長崎より一平次といへる男來て。四つ竹といふ事を始て手拍子に打。世に此を持はやしたりと。西鶴が大鑑にみゆ。犬うつ童までも玩しかども。貴人の御手に觸るゝ物にはあらずといへり。人倫訓蒙圖彙に。長崎の一平次といふもの。はしめ有德なる者にてありしが。後は身をたすけぬ籠のうづらとやらんにて。四つ竹故に大坂にのぼり。芝ゐはられたりと有り。中山聘使畧に。相思竹（ヨツタケ）とありて。圖を載せ。傳へ聞。琉球にて是をならしながら踊ることありといへり。是又淸俗に倣ひしものなるべし。彼國の南京繪に。女の手にこれを握り鳴して踊るさま畫きたるもの有り。漢土にては歌板といへる物是ならむ。秋坪新語（八）。蘇州に一乞人詩を賦して死す。官拾レ屍得二其所一レ書。乃七律一章曰。心性從來似二野牛一。偶携二竹杖一過二江頭一。飾鑑帶レ露宿二殘月一。歌板迎レ風唱二晚秋一。兩脚踢開塵世事。一身歷盡古今愁。從レ今不レ倚二人門戶一。猰犬何勞吠不レ休。官憐レ之爲具レ棺斂二葬之一。義塚立レ石表二其事一。かく乞丐などの業にて賤きものなれども。樂家に用る翫ひやうしも。雅俗はことなれど其用は同じ。二代男（貞享元年）枕踊四つ竹の拍子に合せて。其頃の時花うた。唐人の戀するは。きつくりきつきつちやなんどゝ。わけもなき事のみ云々。又比丘尼が四ッ竹をうちしこと。一代男（貞享二年板）。耳かしましき四ッ竹。小比丘尼が定りての一升びしやく。勸進といふ聲も引きらず。はやりふしをうたひ云々とあり。これはあや竹を四ッ竹にかへたるなり（古き畫に比丘尼二人むかひて。各右の手に竹を持つ。左は空手にて膝を打つところあり。丹前能（五）。伊勢の處びくにあやなりといへる是れなり」と見えたり。

ヨブコドリ　喚子鳥。中島廣足が檲園隨筆に。此鳥の事。代匠記。万葉考。餘材抄。打聽などはさらにもいはず。中山美石が後撰集新抄。橘守部が山彥册子などに委しくいへるを考合すへし。年々隨筆にもいへることありき。こゝには例ののに見えたる限を出して見あはせとなしつ。万葉一「倭には鳴てか來らむ呼子鳥。象の中山よひぞ越ゆなる。」同八「神なびの岩せの森のよぶこ鳥。いたくな鳴そわがこひまさる。」同「世のつれにきけば苦しき呼子鳥。聲なつかしき時にはなりぬ。」同「瀧の上のみふねの山ゆあきつへに。來鳴わたるはたれよぶこ鳥。」同十「わがせこをなこせの山のよぶこ鳥。君よび返へせ。よのふけぬとに。」同「春日なる羽がひの山ゆさほのうちへ鳴ゆくなるは誰よぶこ鳥。」同「こたへぬに。な呼どよめそ。呼子鳥。さほの山べをのぼり下りに。」同「朝霞八重山こえて呼子鳥。なくや汝がくる宿もあらなくに。」同「朝霧にしぬゝにぬれて呼子鳥。三船山ゆ鳴渡る見ゆ。」古今「遠近のたつきも知らぬ山中に。おぼつかなくもよふ子鳥かな」。後撰。よふ子鳥をきゝて隣の家におくり侍りける「我やどの花にな鳴きそ。呼子鳥。よぶかひありて君もこなくに」。同「眺めつゝ人まつ宵のよぶこ鳥。いづ方へとか行かへるらむ」。同「宇陀の野は耳なし山かよぶことり。呼ぶ聲にさへ答へざるらむ」。同「耳なしの山のよふこ鳥。何かはきかむ時ならぬ音は」。六帖「みな月のなごしの山のよぶことり。大ぬさにのみ聲の聞ゆる」。同貫之集「いつしかも越えんと思ふあし引の山に啼なるよぶこ鳥かも」。貫之集「いとすゝきよぶこ鳥にもあられども。昔戀しき音をのみそ鳴」。「色うすく散ぬる花の陰に來て。たれよふこ鳥朝なくなく」。後拾遺。法輪に道命法師の侍ける訪らひに罷渡るに喚子鳥のなき侍りければ。法圓法師「われ獨りきく物ならばよふことり。二聲まではなかせざらまし」。金葉よふことりをよめる。前齋院尾張「いとか山來る人もなき夕くれに。心ほそくも喚子鳥かな」。詞花「こぬ人をまちかね山のよふことり。同し心にあはれとぞきく」。千載「おもふこと千枝にやしげきよふことり。篠田のもりの方になく也」。玉葉「あたら世

のあはれを知るやよふことり。月と花との有明の空」。風雅「人もなきみやまの奥の喚子鳥。いく聲なかば誰かこたへむ」。同「おもひたつ道のしるべかよふこどり。深き山べに人さそふなり」。新拾遺「春山の霞のおくのよふことり。世のかくれがに誰さそふらん」。新續古今「卷向の檜原の山のよふことり。花のよすがに聞人ぞなき」。堀百「もとつ人あかで歸りぬ呼子鳥。なほよびかへせ汝が名たのまむ」。同「立かへる道も遊けしよふこ鳥。事あり顔に人な止めそ」。(以下集をかゝぬはみな堀百なり。)「つれ〳〵の春の夕暮眺めやる。折にしもなく呼子鳥かな」。「さよ中に耳なし山のよふことり。答ふる人もあらじとぞおもふ」。「こたへする人なき山のよふことり。獨なきてや春を過らん」。「つれよりも小泊セ山のよふこ鳥。聲睦じく聞ゆなるかな」。「東路のなこその關のよぶことり。何につくへきわが身なるらん」。「人かげもせぬ物故によふことり。何とかゝみの山になくらん」。「なく度に立ちしとまれば春山の。道妨げのよふことりかな」。「おほつかな誰よぶゝとり鳴ならむ。答ふる人もなき山中に」。「さよふけて岩瀬の森のよふことり。山びこのみぞ答ふべらなる」。「こたへぬに何と夜すからよふことり。聲たえもせず啼くにかあるらむ」。「またしらぬ道ふみ迷ふ山里に。呼子鳥こそしるへなりけれ」。「鳴とても誰かはとまる喚子鳥。いざやかひなき名にしもある哉」。夫木「夜をのこす寐覺に誰をよふことり。人もこたへぬ東雲の空」。「あしひきのこやてふ方に宿借らん。人よふことり聲も暇なし」。「あしひきの山の山彦答へずば。友よぶこどり誰となかまし」。紅葉に鳥のやどりたるを。惠慶法師「もみぢ見て返らむ方も覺えぬを。よふことりさへなく山路かな」。月詣「思束な誰をかくのみ呼子鳥。人かずならば答へしてまし」。同「山彦をなれが友とや思ふらむ。答ふれは又よふことりかな」。新六「人は來で夜や更ぬらんよふことり。呼へと答へず耳なしの山」。伊勢大輔集。物おもひ亂れたるに呼子鳥のなくを「世中をなぞやといふもよふことり。我がなく聲を答ふとやきく」。曾丹集「我身をばみな人すべてすさめぬを。哀にもはた呼子とりかな」。二條大皇太后宮大貳集「われをしもよふことりにはあられども。聲する方に心をぞやる」。賀茂保憲女集「花のえに羽打かはし喚子鳥。なけとも春は止らざりけり」。小馬命婦集「よふことり幾聲なきぬ山びこの。答ふばかりは有らずぞ有ける」。拾遺愚草「曇る夜の月のみ影のほのかにて。行方しらぬ呼子鳥哉」。拾玉「よふことり嬉くもあるか遠近の。たつきも迷ふ山のゆふくれ」。「ながめする心をしるか呼子鳥。おのが棲の山はいづくぞ」。「呼子鳥きゝわくこともなけれども。眺めにとまる夕暮の空」。「山里のながめにくるゝ夕くれに。聲あはれなるよふこ鳥かな」。「契りおく人とや我をよふことり。覺えぬものをたそがれの空」。「花さかりかへる鳥をやよふこどり。朧月夜に聲あはすなり」。和名抄云。萬葉集云喚子鳥(其讀與不古止里)。徒然草云。呼子鳥は春の物なり云々」などあり。右の類どもの中に春によみたる多く。又たま〳〵は秋にも。又おぼろ月夜にも詠合せたり。されと大方は季のよみあはせなき歌どもになむ有ける。以上檉園隨筆に記す所にして。何の鳥とも斷言せず。猶ウトフの條參看すべし。

ヨボロ　仕丁。ヨボロは身體のうちのヒツカヾミを云ふ所にて。膕に當れり。轉して使役する人足をいふは。膕をつかふよりいふとぞ。和訓栞に。よぼろ。日本紀に丁字膕字。古事記に仕丁を訓せり。脚力をいふ辭にて。今いふ人足と同義なり。よて延喜式に。運脚をはこぶよぼろとよめり。日本紀に。役丁をえよぼろ。軍丁をいくさよぼろ。荷丁をもちよぼろ。直丁をつかへのよぼろとよめり。又鑁丁あり云々」と見えたり。丁男丁年などいふ稱もこれより出て。年齡に制あるなり。

ヨミウリ　讀賣とは。流行の俚歌。又は巷談妄説をまことしやかに綴り立て。人の毀譽にも拘はらす。針小のことを棒大に呼びて賣あるくをいふ。是從來の弊風にして。明治維新の後は。これ等猥褻及讒謗等に係る讀賣は。一切禁せられたり。嬉遊笑覽に云。よみ賣。松落葉。かゝぶし四條河原涼八景。こゝに戀路の世のうはさ。唄に作りてよみうりの。手びやうしそろう笠の內。諸艷大鑑。夜さへ編笠をきてつれぶしの讀うり(貞享元年のさまも今にかはらず)。人倫訓蒙圖彙。繪双子賣。世上にあらゆるかはつたる沙汰。人の身のうへの惡事。萬人のさし合をかへり見ず。小歌に作り淨るりに節付てつれぶしにてよみ賣なり。愚なる男女老者の分ちなく。辰巳あがりのそゝりもの。是を買とりて樂となす。誠に遊民のしわざなきに事かゝぬ商人なり。辻賣繪草子といふも是なり。元祿曾我物語に。遊女の心中三勝が時分はめづらしさの儘狂言にて作りぬ。次第に類多くなりて今はふるめかしとて。辻賣の繪草子にも載せず。すべてめづらしきものなどを繪にして賣るを。漢には紙畵といへり。東京夢華錄に。蠻國より象の來るをいひて。御街遊人嬉集觀者如織。賣撲土木粉捏小象兒。竝紙畵看人携歸以爲獻遺」とあり。一話一言に。享保九辰六月二十一日。奈良屋にて年番へ一町中讀うり御曲輪內へ出す間敷事(町名主書留)」とあり。因に云。現今盛に行はるゝ讀賣新聞發刊の當初は。其事實を讀み賣らせしが。幾くならすして是亦讀み賣ることを停止せられたり。然れとも讀賣新聞の稱號

を以て。今に盛に行はる。

ヨメ 嫁。（コムイムを見よ）

ヨヤクシユツパム 豫約出版 は。明治十年の頃。大阪の修道館にて通鑑。東京の鳳文館にて佩文韵府の出版に豫約募集をなしたるが。中途にて之れを絶ち。豫約者は半端の書物を持して困却せり。明治十二年經濟雜誌社にて人名辭書を出版したる時は。豫約少かりし爲め。社の損耗なりしが之を遂行せり。再版も亦利益を見ることなく。三版に至りて多くの豫約者を得。始めて利益を得る事となれり。この頃より諸書肆などにて大部の書物を豫約出版して成効せるもの多し。

ヨリアヒシユウ 寄合衆。德川氏の麾下に寄合席と稱する者あり。これが上に在て願屆等を執取ものを肝煎といふ。德川禁令考云。寄合肝煎（徃時新井白石曰。凡兵衆不レ足レ成レ軍者。合二其衆一以成二一軍一。俗呼曰二寄合一。又大阪之役陣列有二寄合之名一。按に即今呼ふ所は軍行の舊稱。即ち沿習の不改者なり。幕府偃武以來旗下の士衆を格別して。祿高三千石以上を一班とす。其老少多病にて。不レ選者又有レ過免職者は。槩れ朝請を奉し。工役金を納れ家居を允すと云ふ。寄合是也。寛政二戌年之を幹理する職を置て肝煎と名す。累代武鑑に。此年より慶應二年寅年まで。職員を列する數十輩あり。此際の職務に係る條令を諸籍に蒐索して此に收む。但收中に連呼する交代寄合は。其格自ら別なり。此衆は祿高不レ充二萬石一者を一班と爲し。平居は在邑して期時參府交代する大名と一般。仍て令條の之に及ふは此に收む。工役金は呼て小普請金と爲す）。」享保九甲辰年五月五日。寄合の面々番入願に付達（按に。故事に寄合の一班は。選せらるれは一局の長一面の司を辱うす。此條に番士へ誘するの令あれば。定て一時如此制も行はれしならん。然れとも近世目擊する所は傳說の如し。未知何れの時に復古せし乎）。唯今迄は寄合之内より兩御番へ入候者無之候。自今者兩御番へ御番入被仰付。其上に而勤之樣子次第。布衣以上之御役にも可被仰付候。兩御番之內を勤不申候而は。布衣以上之御役人には向後被仰付間敷候間。兼々其旨可被存由。被仰出候以上。五月。」天明八戊申年六月十九日。寄合の士謝病辭禮謁者の儀に付達書。寄合衆之內年頃相成候而も病氣之由にて御目見不相願面々も有之候。無據儀とは乍申。見合候も程之有之儀に候得者。少も快候はゝ早々相願可被申候。且又病氣にて年來引込月次等不被致面々も多分有之。如何之事に候。是以程合も有之儀に付。若又難治之症にても候はゝ了簡も可有之事に候。右之趣能々相心得出精相勤候樣心掛可被申候。六月。」寛政元己酉年閏六月十四日。寄合の士諸願書進呈方達書。寄合衆。寄合之面々諸願諸伺等取次を以差出候樣。安永八亥年申達置候處。近來諸願諸伺御先手を以差出候。以來は御先手又は仲ヶ間幷親類等を以可被差出候。御先手に限り。取次と申儀には無之候。右之趣寄合之面々へ無急度可被達候。閏六月。」寛政二庚戌年六月十四日。小普請金納方の儀に付觸書。交代寄合。寄合へ。小普請御役金之儀。是迄後藤庄三郎方へ相納候處。向後御勘定吟味役宅において取立候樣。申渡候間。被得其意。尤納方之儀は後藤銀座常是包に致差出候樣。可被心得候。委細之儀者。御勘定奉行同吟味役可被談候。六月。右之通可被相觸候（憲法類集）。」寛政二庚戌年十二月十九日。肝煎命職の達書。酒井紀伊守。武田河內守。戶田內藏助。仙石右近。水谷兵庫。以來同席之もの共藝術其外取締萬端世話いたし候樣寄合之もの上席被仰付候。十二月（累代武鑑）。」同年同月同日。前件に付目付役の者同掛り申達書。平賀式部少輔。中川勘三郎。井上圖書へ。寄合肝煎五人被仰付。以來同席之者共。藝術其外諸事取締之儀迄も萬端世話可致旨申渡。寄合上席に被仰付勤候內。役金御免相成候旨申渡候に付。其方共儀も右之掛り被仰付候間。可申談候。十二月（憲法類集）。」天保十三年壬寅年四月十七日。中川番所勤向取締方達書。寄合肝煎。中川御番所勤方是迄諸事等閑之趣に而。御番所見廻り等も怠慢之趣相聞候。一統御改革之砌。殊此度新役も被仰付候儀に而。向後家來共に至迄不取締之儀無之樣相心得。其方共よりも精々申談候樣可被致候（泰平年表）。」天保十四癸卯年九月十四日。駿府城勤番中扶持方達。寄合衆。寄合之面々駿府御番相勤候節。御扶持方是迄千石に付。四十人扶持之割合を以。高に應し被下來り候得共。向後高無差別都而貳百人扶持被下候旨被仰渡。九月。」文久三癸亥年八月二日。寄合の面々引下け勤の儀達。三千石以上寄合之面々相當之場所へ御役被仰付候儀者勿論之事に候得共。當御時勢柄之儀に付。文武之心掛者勿論。人才御撰擧被遊候儀者。御專務之事にも有之候間。事情も不相心得候而は。難相成候に付。向後勤馴之爲め。三千石以上寄合之面々。布衣以下之場所へ引下け。勤被仰付。部屋住之者も御番入等被仰付候儀も可有之候。右之趣萬石以下之面々へ可被達置候事。」慶應三丁卯年九月二十六日。肝煎手當金の定。一今度軍役金上納被仰付候に付而者。以來肝煎勤中爲御手當。年々金四百兩つゝ高に不拘。自判を以。被下渡方之儀者。三月。六月。九月。十二月右四度に相渡に而可有之候。尤當卯年者半ヶ年分被下高受取方等之儀者。御勘定奉行可被談候（御書付留）。以上禁令考。右寄合より役出をなす者あり。また寄合席にて外郭の見附勤番（雉子橋。赤坂。筋違。淺艸。市

谷。四谷。牛込等の門々なり）を勤むるあり。みな麾下上流に位せるものなり。

ヨリウド　寄人は。詰合員と云ふが如し。王朝の頃より。和歌所。御書所等に上卿。辨。開闔。寄人の官を置き。鎌倉及び室町の代にも。侍所。政所等に同樣の官を置けり。明治以後御歌所にのみ寄人あり。

ヨリキ　與力は。又寄騎とも書す。徳川氏の頃の警察兼司法官なり。奉行。留守居。目附に附屬して。事務を分掌す。其の班は同心の上にあり。席順の部を見るべし。

ヨロヒ　鎧。（カッチウを見よ）

ヨヲリ　節折は。六月。十二月の末日。宮中に於て行はせらるゝ御式なり。公事根源に云。卜部竹の節を庭中席の上におく。節折の命婦竹をもて參りて。御たけよりはしめて。所々の寸法をとり果て。宮主にきりあてがはせて。御祓をつとむる也。あらたへにぎたへとて二度あり。二度はてゝ祿を給ふ云々。これは主上の御たけの寸法をとりて。其程になりあてがへば。よなりと云。節折の節は竹のよ也。和名抄兩節間（俗に云世）。是即ち荒和祓の御贖物なり。今の大御代になりてよりのさまを知るべきため官報によりて左に抄出す。○節折次第。正午十二時御殿の御裝飾を奉仕す（鳳凰の間を用ふ）。午後第一時宮内省官員參候。次掌典長出御を奏請す。次掌典長以下進て庇に候す。出御。次掌典長進で天氣を候ふ。次侍從荒世の御服を供す畢て返し給ふ侍從掌典に傳ふ。次掌典長荒世の御麻を執て侍從に附す。次侍從御麻を供す畢て返し給ふ侍從掌典長に傳ふ。次掌典荒世の竹を執て侍從に附す。次侍從竹を以て御體を量り奉る（五度）畢て掌典に傳ふ。次掌典荒世の壺を執て侍從に附す。次侍從壺を供す畢て返し給ふ侍從掌典に傳ふ。次和世の具を進る其式荒世の儀の如し畢て入御。次掌典御贖物を執て大河に參向す。次掌典補御麻を執て祓所に向ふ。次各退出。

ラ之部

ライバム　禮盤は。宮室調度圖解に云く。盤とは云へど。臺盤。懸盤などには。似もつかぬものなれど。人の家の持佛堂などに置かれて。物語草子類にもまゝ見ゆれば。ついで相應しからねど。こゝにいふべし。枕草子初瀨詣の條に。「佛のきらきらと見え給へるいみじう尊げにて。手每に文を捧げて。禮盤にむかひて論義誓ふ云々」とあり。後のものにては。太平記十六。正成が首故鄕へ送る事の條に。「正行腹を切り得ず。禮盤の上より泣き倒れ。母と共にぞ嘆きける」とあり。これは佛に拜禮する臺の意にて。僧の讀經するに坐する所なり。其のさま。濱床に似て小く。上に疊を敷けるなり」とあり。

ライビヤウ　癩病は。俗にカッタイと稱する惡疾なり。醫學博士土肥慶藏の癩病史稿あり。左に之を節抄す。云く。支那にては上古癘と云ふ。晉の葛稚川の著肘後方に。始めて癩の名あり。我が國にては推古天皇の二十年。百濟の□□來朝す。身に白癜あり。朝廷之を惡んで海島の中に棄てんとせしことあり。是或ひは癩病と誤り認めしには非るか。大寶令に妻の七去の條件を擧げて。七惡疾と見ゆ。義解に云く。惡疾謂二白癩一也。此病有レ蟲。食二人五藏一。或眉睫墮落。或鼻柱崩壞。或語聲嘶變。或支節解落也。亦能注二染於傍人一。故不レ可二與レ人同レ床也。癩或作レ癘也云々と。其の病理を論ずるや。支那の醫書。巢元方の病源候論に依りしこと明なり。宋の陳無擇に至て。此疾の遺傳するの說ありたれども。傳染するの說は彼の書に見えず。源順の和名抄に。癘（阿之岐夜萬比）を出す。村瀨栲亭の藝苑日涉に。京都松原街東。及南都般若坂有二癩坊一と見ゆ。又片倉鶴陵の黴癘新書に。南部有二癘村一。其家數百戶。癘兒皆居レ之云。頃閱二中華書籍所レ載。有二幾與レ之同者一云々と見ゆ。享和中の人鈴木素行は痲風院を興すの議を立てしことあり。痲風は癩なり。癩病は古今和漢共に不治の病とす。寺島良安の濟生寶。名古屋玄意の醫方問餘に共に云く。癩にして治したる者は。眞の癩に非ずして楊梅瘡なり。楊梅瘡は遺傳又は傳染する者に非ずと云へり。我が國にて癩を疾む者多きは大和國にて。江戶大阪には少し。藥法は支那の書。抱朴子及び千金方に。天雄。烏頭。附子。狼毒。松脂。石灰を用ふることを載す。回天神秘丸は北筑の龜井道載の秘方なるが。大楓子（皮去。五十目）。靈天蓋（五匁）。荊芥。櫻皮黑燒。大黃。黃柏。爐甘石。各三匁。服部黑燒九分を丸藥とせしものなり。赤龍丸は犬肝。郭公。赤龍。麝香。牛黃等を丸じたるものなり。その他狐肝。狸の細腸。鹿肝。犬の腦等を用ひたる處方もあり。或は溫泉浴法を賞用する者あり。又之を忌むと云ふ醫あり云々。以上土肥博士の考證なり。按ずるに。癩病は多く穢多村に流行す。蓋し其の結婚の近親間に行はるゝを以て。血液の轉換充分ならず。病毒も亦遺傳するなり。故に益々他村の人民に離隔せられ。結婚を許されざるは勿論。其の交際なきに至る。俗にカッタイと云ふは。カタヰノヤマヒの略なるべし。カタヰとは傍居の義にて。乞食の古語なり。蓋し乞食社會には此の病を疾む者

多きに因り。乞食(カタヰ)の疾と云ひしが轉じて病の名となれるなるべし。古來有名なる人にて癩に罹りしは。大谷刑部少輔吉隆。森川許六などなるべし。明治廿年頃。後藤昌文は布哇國に招かれて。治癩院を建つ。日本の醫の治癩に長ずるを知りて招かれしなり。

ラウ 羅宇。(キセルを見よ)

ラウエイ 朗詠は。一種の歌ひものなり。其起原太だ舊きものにあらず。延喜。天暦の頃。詩文の大に世に行はれたりし時。風流好事の人士。諸名家の詩文集に就き儁句を選み。旁ら唐名家の什を採り。朗詠吟唱以て心情を怡悦したりしものなり。後には朝廷の御遊にも催馬樂と共に用ひられ。寛弘。長暦の際に至りて始めて。笙。篳篥。笛の三管に被らせ。遂に讌席樂伎の一部となれり。さて歌謡音樂畧史に曰く。藤原公任卿の撰べる和漢朗詠集は。此朗吟の爲に作られしものと覺ゆ(此卿の撰述なる由は。江談抄。十訓抄等にくはし)。其書には一題ごとに歌をも載たれば。歌をも朗誦せしものにて。和漢の號もそれによりて負せたるものと思ひたりしに。今井似閑が萬葉緯に。松下見林の說とて。和漢朗詠集は。和漢才子の詩句を採摘して上下とす。和歌は後人書くはふるなりとみゆ。げに樂家に傳へたる朗詠の譜。また諸書に朗詠をうたへる狀をおもへば。更に歌の事なし。然れども藤原基俊の撰といへる新撰朗詠集にも。詩句の末に歌を擧たるをみれば。又疑なきにしも非ず。猶博識に質すべし。友人柏木探古云。和漢朗詠集の和歌を後人の書加へしものなりと云る松下見林の說は非なり。近衞家に傳へし。行成卿眞跡の朗詠集にも和歌を載せたり。此本今宮内省御物となれり。此他古筆切に行成卿の書なりといへる和漢朗詠集にも皆和歌あり。古き朗詠節附の書(寶德年中の撰なる由。その首にみゆ。朗詠の句に節博士を加へたるものにて。綾小路有儔卿文安の奥書あり)の首に。朗詠由來と標して。醍醐朱雀聖代。恢二弘斯道一。源流藤家兩門。互傳二其業一焉。漸積二數十句一。而滿二九十首一。然后源流之所レ詠及二百餘首一。藤家之所レ習餘二二百句一云々とあるは。神樂催馬樂譜を。延喜の勅定とあるに基けるものなるべけれど。其創。圓融花山の前に在るべし。且源藤二家にて專ら傳來せし事。此文にて明らけしとあり。抑も朗詠は催馬樂の如く呂律の二調に限るものにあらず。六調子のいづれにも唱ひ得るなり。而して拍子は總て不可測的にして其旋法は大むね律旋法に成れり。さて其詩文の數極めて多きが中に。今試に其一を揭けて概略を示さば。春過夏闌袁司徒之家雪應二路達一。朝南暮北鄭大尉之溪風被二人知一。此一聯は貞元中一條雅信公右大臣を辭する表中の警句にして。菅原文時の撰する所に係る(朗詠の譜はガクフを見合すべし)。

ラウヂユウ 老中は。德川幕府の執政をいふ。もと宿老。年寄などいふ義にて。國家の老成人を稱するより出たるなれど。德川氏に於ては一の職名となれり(タイラウ參看)。武家職官考云。老中。猶二老衆一。總二稱老臣一之謂也。室町之季。幕府諸家有二宿老中(鎌倉年中行事。快元僧都記)。年寄中(大友記)。家老中(快元僧都記。糺井日記。蘆名家記。淸正記諸書)之稱一。幕府又因總二稱宿老中老一稱二老中一(室町殿物語)。而諸家沿二稱之一(大友記)。固非二一定職名一也。後世以二門地一參二政務一者。皆稱二老中一。終爲二其職名一(老中。總稱之名也。故指二一人一。應レ稱二年寄一。然既爲二職名一。則非二此例一)。宿老。猶レ謂二耆老一。以稱二宿德老成人一。本非二職名一。鎌倉氏。置二評定引付兩衆一也。率以二老成人一補レ之。故或泛稱二此輩一爲二宿老一。而猶未レ有二定稱一也(吾妻鏡)。」室町氏沿稱。久而終爲二兩衆之號一(分二稱之一。則稱二評定衆一爲二老宿一。引付衆爲二中老一。見二鎌倉年中行事一)。故無レ辨二老少一。在二其職一者。皆稱レ之(猶三當今年少任二家老年寄之職一)。又稱二方筒番衆中之領袖者一。爲二宿老家一。大名諸家。亦稱二其重臣一爲二宿老一。蓋幕府非レ有二定稱一。故通二稱之陪臣一。而後世有二家老年寄之名一。而宿老遂廢。年寄。首名。皆長老之稱。義猶二宿老一。稱下任二重職一者上也。」室町氏。總二稱宿老中老一爲二年寄一(蜷川親俊記)。可二以見一レ爲二老字之意一。首名又用二老名(佐竹家譜)。長人(家忠日記。間或用二老又長之一字一)之字一。共呼爲二於登奈一。猶レ謂二大人一。因爲二老臣之號一也(首字。古讀爲二於比登一。後轉爲二於不登一。又於字登。皆尊稱也。故於登奈。以稱二老輩一)。室町時。諸侯家有二年寄首名之稱一。又稱二家年寄一(産所記。安土日記)。以別レ于二幕府之年寄一也(鎌倉氏不レ聞二年寄之稱一。然源平盛衰記。稱二宿老輩一爲二首名一。大名則年寄之名。亦未レ可レ爲二必無一也。室町無二首名之稱一。蓋特諸侯家所レ用)。其後諸家專用二年寄之稱一。而首名之名。纔存レ于二畿外遠國一(東國多有二此名一。今時蝦夷稱二其部長一爲二首名一。其遺言也)。而至二文祿慶長之後一。則諸國皆稱二年寄一。而首名全廢。右いつれにも重職たるものは。世故に通じたる老成人を用ひしよりの稱なり。其の執政の起り。及び老中の名あることは。國朝舊章錄(弘文院學士林春齋述)に。武家執政之事。初東照宮大神君參河國平均之時。酒井左衞門尉忠次。石川伯耆守數正。兩家家老として東三河。西三河諸士兩人に附屬す。其後遠州。駿河。甲斐。信濃。御手に入りし頃より。井伊兵部少輔直政。榊原式部大輔康政。本多中務大輔忠勝。軍功を以て御家人の長たり。酒井雅樂助正親は累代御先祖よ

り家老たり。正親二男あり。河內守重忠。備後守忠利といへり。慶長五年。天下一統の時。直政。康政。忠勝者皆藩屛の任に補せられて。先陣の將となる。天下の大事を預り守つて。本多佐渡守正信。大久保相模守忠隣執政連判し。其の後幕府を台德院殿へ讓り給ひし後。佐渡守。相模守をば台德院殿へ御附あり。酒井雅樂頭忠世も相加りて執政たり。青山播磨守幸成。內藤修理亮清成は。台德院殿御幼少よりの保傅したるに依て。政務にも預りたること。大神君は駿河に御坐有之。本多上野介正純。竝成瀨隼人正正成。安藤帶刀直次三人奉行連判す。其後土井大炊頭利勝。安藤對馬守重信。江戶にて加り。相模守御勘氣を蒙り蟄居。○青山圖書助成幸加判す。年を經て播磨圖書助。竝修理亮皆御勘氣を蒙り。駿府にては隼人正帶刀兩人義直卿賴宣卿の家老となるによつて。松平左衞門太夫正久。板倉內膳正重昌。秋元但馬守泰朝三人。上野介に加りて連判す。元和二年。大神君薨御の後。雅樂頭忠世。上野介正純。大炊助利勝。對馬守重信四人連判。御在洛之時者所司代板倉伊賀守勝重加之雅樂頭の次上野介の上に列す。其後大猷院殿本丸に御坐在て。台德院殿西丸に御坐在し時。對馬守既に歿す。本丸にては酒井雅樂頭忠勝。內藤伊賀守忠重。稻葉丹後守正勝連判す。酒井備後守忠利。青山伯耆守兩人は大猷院殿の御傅たりとはいへども。此時備後守は既に老す。伯耆守は御勘氣を蒙り。阿部備中守も暫く讃岐守と同判なりといへども。大阪の城代に補せらる。西丸にては大炊助水野監物忠元。井上主計頭正就。永井信濃守尙勝連判す。監物主計頭死去の後。青山大藏大輔幸成。森川出羽守重信連判す。台德院殿薨御の後。大猷院殿御治世の始。雅樂頭を以西丸之御留守居に補せられ。出羽守は殉死せり。大炊助讃岐守天下の大老たり。丹後守病死す。伊賀守外任に補せられ。松平伊豆守信綱。阿部豐後守忠秋。堀田加賀守正成三人大炊助讃岐守に加て連判す。井伊掃部頭直孝は御家人の長たり。仰に依て在江戶の大政を相談し。大炊助讃岐守の上に列す。松平下總守忠時も掃部頭同列に加へしに。其後大炊助讃岐守連判を御免あり。加賀守は列を越て掃部頭と同列たり。伊豆守。豐後守は阿部對馬守重次を加へられて連判す。下總守病死す。保科肥後守正元を掃部頭同列に加へらる。然れ共政務には預らず。大炊助老病出仕せず。天下の大事には讃岐守壹人加て伊豆守。豐後守。對馬守三人の上に連判す。其品に依て酒井河內守忠淸。堀田加賀守正盛も連判せる事もあり。掃部頭大政を聞といへども連判に及ばず。其後大炊助は病死せり。御當家執政の侍從に任せるは忠世。利勝よりはしまり。一國の主となり沙汰に任せるは讃岐守より始る。君臣の間睦敷和せるは佐渡守がごときはなし。權柄上下にふるひ。大小事とも壹人に決せるは大炊助にしくはなし。貴重禮遇は讃岐守に如くはなし。大猷院殿薨御のせつ。加賀守。對馬守殉死す。當將軍家の御傅たるに依てなり。松平和泉守乘壽を。伊豆守豐後守に加へられて連判す。讃岐守大事の加判前に同じ。時の人武家攝政と云ならはせり。伊豆守裁斷流るゝごとし。豐後守敦實正直私なし。和泉守柔幅事に馴れず。保科肥後守も掃部頭同列に加りて大政に預る。ともに加判に及ばず。酒井河內守忠清。雅樂頭と改名して讃岐守の上に坐す。大事には連判す。其後に和泉守死去。伊豆守。豐後守兩執政たり。雅樂頭。讃岐守國老たり。明曆二年五月。讃岐守致仕。同三年。稻葉美濃守正則と。伊豆豐後同列に加らる。翌年より加判す。其後掃部頭死去。讃岐守剃髮し空印と號す。寛文二年三月。伊豆守死去。同七月空印死去。三年二月五日。松平民部大輔忠次を保科肥後守同列に加られて。大政に預る。三月二日侍從に任せらる。是榊原康政が嫡孫也。幼少の時外祖大須賀家を續て。松平氏を給る。大神君の仰に依て。榊原の家督と成と雖。猶松平の氏を改めず。大猷院殿の御代。食祿加增。播州姬路十五萬石を領すといへども。官位職任は今玆はじめて登庸せらる。大猷院殿御治世初て土井遠江守利隆。酒井備後守忠利。三浦志摩守安次。太田備中守資宗。阿部對馬守。朽木民部大輔六人旗下の執事たり。其後遠江守。備後守恩許せられ。對馬守は大老に昇り。備中守は外任に補せられ。志摩守民部少輔一人旗本の事を奉行す。志摩守病死し。民部少輔壹人にて沙汰すといへども。病氣等に依て恩免せられ。旗下も悉く大老の支配となる。牧野佐渡守親成。內田信濃守正信。久世大和守廣之。齋藤攝津守近臣の長たりといへども。民部少輔が列たる事あたはず。大猷院殿薨御之後。信濃守殉死。佐渡守。大和守に。內藤出雲守。土屋但馬守を加て近臣の長たり。其後攝津守病死。佐渡守は所司代に補せられて在京す。年を經て出雲守御勘氣を蒙り。渡邊丹後守これに代り。幾程もなく大阪の常番に補せられ。板倉筑後守是に代り。寛文二年三月伊豆守病死。危急の時豐後守。美濃守兩人にて。大小事奉行せん事繁多なるべしとて。大和守。但馬守を旗下の執事に補せられ。雅樂頭上首として。豐後守。美濃守と加判す。大和守。但馬守連判。旗下の事を奉行す。板倉筑後守に松平民部少輔。森川下總守を加て近臣の長たり。寛文三年二月雅樂頭に加增參萬石被下。合て拾三萬石。豐後守加增貳萬石。合て八萬石。美濃守。加賀守加增壹萬石。合て九萬石となり。保科肥後守仰を奉て群僚へ申渡す。土井大炊頭智謀深き者にて御座候。酒井讃岐守不智有之。少事には愚にて。松平

伊豆守は類なき辯才者に候。阿部豐後守忠秋才よりも德有之者にて。篤實至極に候。大老には井伊掃部頭。保科肥後守。所司には板倉周防守。是等格別傑出のものにて候。御代々老中次第に淺智被成候。嚴有院殿御代。稻葉美濃守器量有之。土屋相模守數直も器量ものにて候。久世大和守廣之は才は有之候へども。僅計有之候。若年寄堀田備中守。器量才智兼備候。乍然。常憲院殿。大老被仰付。歡心深く被成候。其節阿部豐後守正武。戶田山城守忠昌。何も才智有之候。是も豐後守には。歡心深く被成候。大猷院殿御代。天下の大事は大炊讃岐に被仰付。小事は伊豆守に被仰付。私無之爲に。篤實の豐後守を御添被遊。老中ども抑のため。掃部頭。肥後守。大老に被仰付。外に堀田加賀守老中にて月番不被仰付。目付同樣に被遊。永井日向守。柳生但馬守。中根壹岐守抔へ。世上の取沙汰抔御聞被遊候。近代は京都所司代より。老中被仰付候。大猷院樣思召は。御側にて被召仕候故。如何樣にも被成易き事に候。京都の所司代は。自然不慮之節。西國大名急なる時分は。江戶へ伺無之。差圖仕り召仕事の候故。大切至極にて候。依之周防守器量御覽付。「いつまでも所司相勤候樣に後ゝ御意に候。是も目付として。永井信濃守。永井日向守へ。周防守私曲も有之哉。御內々にて可申上由被仰付候。周防守一代は。適ゝ江戶へ參り候ても。老中席へ被參候て。いつも伊豆守より上座仕候。周防守跡。牧野佐渡守所司仕。宜からず候ゆへ。江戶へ參り候ても。老中同席不仕候てより。所司代の樣子輕く罷成候」とあり。尙老中職の章程。德川禁令考に。【老中】(累代武鑑に據れは。初世大將軍の時。大久保相模守。本多佐渡守。青山常陸介之を勤む。二代將軍已來。此職聯綿近代に至る。柳營秘鑑。官中秘策。並に云ふ。老中四人各侍從に任し。月番の御用奉書加判。上野。增上寺。紅葉山御名代。並評定所出席有之。種々の御用難言。秘鑑に。又西丸方は一人勤。御本丸之御用不相勤之。諸獻上。並伺御機嫌等之奉書出之。御名代上使勤之とあり。按に其職務の稱謂は。老中より下へ達す書を御書付と云。諸大名。及び諸奉行衆。長官各府尹等より上申するを。進達と云。凡政令を發行するには。御書付を以て寺社奉行。勘定奉行。奉行。大目付。目付。諸曹頭員へ布達す。其章程漸く繁劇に赴く。故に臨機の措致又多し。之を諸記に討索して此項に收載し。以て古今時勢の險易を示す。【支配向】、支配の稱は。北史唐邕の傳に見ゆ。監類を部分牽掌するの謂ひ。今は則宰執の百司を統攝するにも通稱す。蓋し幕府の政務は。絲牽繩聯。一節も相關せざるなきは老中の職にして。若年寄之に參知す。故に表奧當路の衆司官。並に其支配を受く。而して司官亦各執職の僚衆を支配す。其の委末に至ては。庶部衆寮の次官長史。代て理するを次支配と云ふ。是故に支配に尊卑等別あり。皆定規に由り官祿を授るは。其世祿の有無に不拘なり。而して世祿の士太た多し。之を譜代と云ふ。其制は祖先の功緒を以て。釆邑廩稍多寡の差あれとも。祿高未充萬石者を班して。交代寄合と爲す。平居在邑し。期時參府交代す。高三千石以上を寄合と爲す。老少多病不被選者。又有過免職者。概ね朝請を奉し家居す。其衆を幹理するを肝煎と云ふ。又祿制資格。寄合に視れは稍條段ありて。名籍は朝班に列すれとも。每歲一回禮謁を得る者。數年間序を俟て。初て謁を執る者。及び譜代の家にして。朝班を不允者。皆其祿に資り。家居するを小普請支配之を督理す。此他世祿なきを抱席と爲す。是累世職を承け祿を得る者。唯繼嗣の際は一に新參を以て遇す。此類は某曹の支配と云ふ。又每隊其帥に附與して黜陟を聽るす。與力同心の徒は組附と言ふ。凡そ幕府の衆官庶職其下に莅む。稱謂は前代に因襲し。俚語を混用して拉雜なる如此。其綜理條節に通せされは政體に達する難し。故に茲に概畧を載す)。禁裏御所方。公家門跡。國持及萬石以上之大名。并九千石以下交代有之寄合。米良。松平。知久。小笠原。岩松。松平太郞左衞門。座光寺。中嶋與五郞。高木。山村。那須等之類。支配之(柳營秘鑑官中秘策。按に曩時裁制の程度を概述する者此の書を古とす。官中秘策はまた班別を附記するものあり。之を今に視れは。或は興廢の替あり。或は改唱の異ありて時用に適せす。仍て近世審定する所を左に收載す)。高家。御側衆。駿府御城代。伏見奉行。御留守居。大御番頭(田安殿一橋殿淸水殿)。家老。大目付。町奉行。御勘定奉行。御旗奉行。御作事奉行。御普請奉行。用度勘番支配。長崎奉行。(京都。大阪)町奉行。駿府御城代。禁裏附。仙洞附。(山田。日光。奈良。堺)奉行。駿府町奉行。(佐渡。浦賀)奉行。御鑓奉行。小普請組支配。御留守居番。京都御大工頭。久能山惣御門番。大阪御船手頭。信州御榑木山支配。海軍奉行。陸軍奉行。騎兵奉行。步兵奉行。騎兵頭。步兵頭。砲兵頭。京都見廻役。撒兵頭。軍艦奉行。山陵奉行。外國奉行。神奈川奉行。箱館奉行。新潟奉行。奥詰銃隊頭。軍艦頭。」寬永十一甲戌年三月三日。老中職務定則(按に。幕府の政を天下に行ふは。實に慶長年間に昉る。其頃規摸の設けは。既に建つと雖とも。其施は次第に擧行ありて。寬永年間に稍ゝ備る。此一條を以て當時老中職務章程の概畧を知るへし)。覺。一禁中並公家門跡衆之事。一國持衆總大名壹萬石以上御用並御訴訟之事。一同奉書判形之事。一御藏入代官方之御用之事。一金銀納方並大分御遣方之事。一大造之御普請並御作事堂塔御建立之事。一知行割之事。一寺社方之事。一異國方之事。一諸國繪圖之事。右之

ラウチ

條々御用之儀竝訴訟之事。寛永十一年戌三月三日。酒井雅樂頭。土井大炊頭。酒井讃岐守。」寛永十二乙亥年十一月十四日。老中竝諸役人月番の始及分職庶務取扱日。定則。一國持大名御用竝訴訟之事。土井大炊。酒井讃岐。松平伊豆。阿部豐後。堀田加賀五人して一月番に致可承候。一御旗本諸奉公人御用竝訴訟之事。土井遠江。備後。志摩。備中。對馬五人して一月つゝ可致候事。一金銀納方雅樂頭。大隅。内匠。和泉。内藏丞右五人可致候事。一證人御用竝訴訟雅樂頭。紀伊守。大隅守。内匠。和泉。内藏丞右六人可致事。一寺社方御用竝遠國訴訟之事。右京。出雲。市正。右三人一月宛可致番事。一町方御用竝訴訟人之事。民部。式部一月宛致番可被承事。一關東御代官方竝百姓等御用訴訟。右衞門大夫。播磨半十郎。金兵衞。源左衞門。右五人一月宛貳番に致可承事。一御作事方に付御用。竝御訴訟。將監。因幡。内記三人にて一月つゝ番に可致事。一萬事訴人河內。但馬。修理。筑後。右四人可承事。一目安裏判之儀其役〻可仕事。一御普請奉行小普請奉行。道奉行御用之儀は松平伊豆。阿部豐後。堀田加賀可承之。但大造之御普請竝大成屋敷割之儀は。土井大炊。讃岐。可致相談事。一國持大名御用竝訴訟承候日。三日。九日。十八日。一御旗本諸奉公人御用竝訴訟承候日。一町方公事承候日。一關東中御代官竝百姓御用訴訟承候日。九日。十九日。廿七日。一寄合日。二日。十二日。廿二日。右之日罷出翟之事。松平伊豆。阿部豐後。堀田加賀此三人者壹人つゝ致番可罷出事。安藤右京。松平出雲。堀市正。此三人は壹人つゝ致番可罷出。但被仰付御役之儀。公事有之時は不殘可罷出事。水野河內。柳生但馬。井上筑後。秋山修理。此四人者壹人つゝ致番可罷出事。松平右衞門大夫。伊奈半十郎。伊丹播磨。大河内金兵衞。曾根源左衞門。此次第に貳番に致可罷出。曾根源左衞門者右之内へ相加罷出事。佐久間將監。酒井因幡。神尾内記。此三人は壹人宛致番可罷出事。道春。永喜。右同斷。内藤庄兵衞。野々山新兵衞。右同斷。建部右衞門。久保吉右衞門。右兩人之内一人。其外之者壹人。相加可罷出事。民部堀式部。右兩人者每度可罷出事。關東中御代官方竝百姓等御用訴訟之事。一御代官方御用訴訟竝百姓訴訟之事。是者樣子せんさくいたし。大形之儀者相濟可申候。不及分別儀を御寄合場にて相談仕可申付候。其上不相濟儀を可致言上事。一御代官と百姓出入之事。是者同せんさく仕。御定之寄合場へ出し。裁許爲致可申付事。其上不相濟儀を言上可致事。一御藏入之名主と百姓出入之事。是者穿鑿致。大形之儀を可申付候。不及分別儀は御定之寄合場にて可申付候。其上不相濟儀者可致言上事。一御藏入之百姓と給所出入之事。是者其組之御番頭衆と穿鑿致。御定之寄合場に而可申付候。其上不相濟候儀を可致言上事。一御藏入之百姓と。寺社領之百姓出入之事。是者右京。出雲。市正出合穿鑿致。御定之寄合場にて可申付候。其上不相濟儀を可致言上事。一御藏入と給所方野山井手論(手恐水)出入之事。是者其組之御番頭衆出合可相濟儀者可申付候。若不相濟儀を御定之寄合場にて相談仕可申付候。其上不相濟儀者御撿使可致言上事(教令類纂)。」寛文四甲辰年四月(闕日)。老中奉書連判之次第。一公家門跡方御三家城普請參勤伺歸國在着之御禮證文定式先如斯。右之外にも奉書を以。御用被仰付候類。何も連判也。同月番一判之奉書次第。一御機嫌伺輕き進物當座之儀。此外にも七夕獻上或御香奠獻上等之奉書一判也。右奉書之次第寛文四甲辰年四月被仰出也。但大名幼少之內。拾歲迄者獻上物雖有之。奉書は不被出也。拾七歲より奉書被成下之。拾萬石以上者月番老中之使者持參之。其以下者徒使持參之。勿論家柄による事也(柳營秘鑑)。」寶永七庚寅年正月。每月九日辨達事務の定。一御目見以上小役人就病氣御役御免被仰付。一下屋敷被下。或は屋敷相對替被仰付。宅に而申渡候向。一萬石以下之跡目。一萬石以下之養子。一寺社幷碁將棊之者御暇拜領物。一御代官役所へ之御暇。一遠國小役人御暇且拜領物。一御番衆的見分。一寺院後住。一遠國役人當地發足付而持參之奉書證文等相渡。一大阪。駿府御目付代被仰付候可致用意旨申渡。一諸番頭御組中引渡。一御代官所替被仰付。右之通可被仰付候。但二月九日者總而御用之儀延引可仕候。廿二日。廿九日。右者總而御祝儀事之外者無御構。御用之儀被仰出之。但六月廿二日。七月廿九日者一切御用之儀延引爲仕候(教令類纂)。」安政元甲寅年八月十一日。海防御用筋取扱方の定。覺。海岸防禦筋之御用向。一向後御老中若年寄中一同に而申合取扱候。尤是迄之通。月番順を立。取扱候間。向々諸伺諸屆等其心得に而差出候樣可被致事。右之通向々へ可被相達候事。八月。」安政五戊午年四月廿八日。老中司務掛分達書(按に幕府の政を爲す。百度改作なきを旨とす。唯安政文久の際に至て國事漸く繁多。故に其管理する所も亦隨て增加す。此に當時分職庶務の申合を記し。以て各局の體意を存す)。覺。備中守。外國御用取扱。京都御警衞幷大阪表御臺場築立學問所。講武所(附深川。越中島。調練場。大森町打場)。清水跡片付。伊賀守。御軍艦操練幷長崎表蘭人傳習。大艦製造。大小砲鑄立。梵鐘鑄換。組々調練。蕃書調所。醫學館天文方。」大和守。蝦夷地御開拓。内海御臺場御修覆。御廣敷幷御守殿御住居御取締。右之通向後申合取扱候事(按に。御書付留中。文久二年六月三日。同八月十九日。同十一月二日。前件事務掛り分け改達あり。老中名前は今略之。增加の事項左記の如

し)。蒸氣機關御取立(文久二年六月三日)。海陸御備場向幷御軍制取調(同八月十九日)。西洋醫學所。御改革。外國掛(以上十一月二日)。」慶應三丁卯年七月朔日。老中の月番を止。各事務の總裁を置く旨諸向へ觸書。御國内事務總裁美濃守。會計總裁周防守。外國事務總裁壹岐守。陸軍總裁縫殿頭。海軍總裁兵部大輔。右之通被仰出候に付而者。向後月番は不相立。其筋總裁に而取扱候得共。諸向共身分に付候諸願伺屆等者。御國内事務總裁へ差出候樣可被致候。右之趣萬石以上以下之面々へ可被相觸候。七月。」同上覺書。殿中において諸向より老中へ差出候書付類。夫々之總裁へ差出候儀に者候得共。若病氣差合等に而登城無之節者。老中宛に而。其筋引受取扱候若年寄へ可被差出候。右之通向々へ寄々可被達候事。七月(御書付留)。」附錄(凡十則)。享保九甲辰年閏四月廿六日。老中へ告達方三奉行へ達。一閏四月廿六日於羽目間。御老中御列座對馬守殿三奉行へ被仰渡候者。總而御用向相伺候事。唯今迄御銘々へ申上候處。向後者御列座へ可申上由被仰渡候。輕き事共溜候て成共。御列座へ申上候樣に可仕旨被仰聞候。右之被仰渡相濟。其以後又御呼出御同席に而被仰聞候者。御側衆を以御尋之儀者格別。奉行中より致發起申上候事者。先御老中へ可申上由。唯今迄御側衆へ申達候。以後御老中へ申候儀も有之。又者御側衆にて相濟。御存無之儀も有之間敷候間。右之通可被相心得旨被仰聞候事。右之節罷在候分。牧野因幡守。松平對馬守。大岡越前守。駒木根肥後守。久松大和守。閏四月(教令類纂)。」享保十五庚戌年七月(闕日)。【老中格】(老中並ともいふ。城主にあらずして老中に進むもの)の者へ諸家より禮節の儀に付觸書。一松平左京大夫事。老中之通被仰出候間。御禮事其外御三家始め諸大名此外共向後老中之通可被相越候。尤贈物も可爲老中之通候。在府在邑之輩より者老中へ連札差越候節。可爲格狀候右之趣可被相觸候。閏四月(大成令)。」延享元甲子年四月(闕日)。【老中卒去】の節。諸家より機嫌伺並鳴物停止觸書(按に。老中在職中に卒去すれは皆此例なり)。一伊豆守卒去に付而。國持衆表向之面々。老中右京大夫宅へ。明廿日以使者御機嫌可被相伺候事。但能登守宅へ。使者被差越に不及候。一雁之間詰菊之間椽頰詰諸番頭諸物頭諸役人は爲伺御機嫌。明日四時可有登城事。但西丸へ者不及出仕候。一在國在邑之面々は。飛札可被差越候事。但能登守宅へ者。飛札被差越不及候。一鳴物は今日より廿一日迄停止候。但普請者不苦候事。右之趣可被相觸候。四月(教令類纂)。」〇天明七丁未年三月十五日。老中口達。近來御旗本之面々各宅へ。登城前等相越候儀繁々相成。日々或は朝夕兩度爲見廻相越候も有之。尤勤向出精故之事に者候得共。別而小身之面々。當時之通。日々之樣に諸向相勤候儀者。難儀之事に候。然共いつとなく其風儀に移。無左候而者怠之樣にも可相成哉と。互に勵合候而。勤候樣に成行候儀と相聞候。且又右に付而者。何となく諸事容易に心得。自分之心願等之儀をも。心易直にも申聞候樣相成人數多之儀に候得者。承候ても是を彼と覺留も不相成。畢竟無益之事に存候。御旗本之儀は。重に若年寄取扱之事に候得者。其所も相分り候樣致度候。右之趣向々へ寄々可被達候。三月(憲法類集。及御觸書等を按するに。前條の趣。寛政。文化。天保。嘉永の際。更に再達あり。後に記する諸役人の私謁も亦然り。今各一篇を採錄して時態を存す)。天明七丁未年九月六日。願書差出刻限の儀に付。目付中より達。都而御老中方へ諸願等持參之面々。五つ時迄に差出候儀。明和元申年達も有之候處。近頃五つ時頃にも及候儀有之候。以來者五時迄に急度可被差出候。若五つ時過候は丶請取申間敷候。尤共無據御用筋に而。難差延節は。五つ時過候而も。請取可申旨。松平周防守殿被仰聞候。九月(憲法類集)。」天明八戊申年四月(闕日)。殿字の儀に付達(按に。寛政五年以來は。老中勤役非役に不拘。在職中に係る事故を具申するは。都て殿字を用ゆ)。大目付へ。三奉行より差出候書付。老中退役後。殿文字相認候も有之。不相認も有之。區々に付。以來者乍勤卒去之分は。殿文字相認。其餘都而殿文字不相認方に相達候間。向々より差出候書付も。以來右之通相心得候樣。寄々可被相達置候事。四月(御書付部類分)。」寛政十二庚申年五月廿四日。對客無之日。進達物差出方の儀達。月番之對客日に。進達仕來候處。對客無之節は。落重り數多にも相成。向々にても進達物後れ候事に候旨。對客延引に相成候節は。其當朝登城前に差出不苦候。此段向々へ寄々可被達事。五月。」享和元辛酉年八月廿六日。對客登城前之節。諸役人私謁禁止の旨達。對客登城前之節。勝手に而逢候面々之內。附入いたし。別に時候之安否被相尋衆も多く有之候。以來者何そ外に被申述子細有之は格別之儀。唯安否被尋候計に而。附入被致事者無之樣。向々へ寄々無急度可被致通達候。八月(憲法類集)。」嘉永四辛亥年十二月十七日。歲暮及年禮の達。一歲暮之爲祝儀。老中若年寄中へ被相越候儀。廿八日前勝手次第。見合不込合候樣被參候。一年禮之儀元日より七日迄。右何もへ勝手次第不込合樣可被參候。但風烈之節者。年禮可爲無用候。一寺社之分も可爲前々之通候。幷町人諸職人等も可爲同前候。右前々も相觸候通。供之者大勢無之樣可被致候。十二月。」文久二壬戌年六月八日。暑寒歲暮老若へ。廻勤を止む旨達。諸役人之儀者。平常御用多相勤候事に候間。以來暑寒歲暮老中若年寄中へ被相廻候に不及

候。右之趣向〻へ寄〻可被達候事。八月。」慶應元乙丑年四月廿五日。諸向より贈物の儀に付達。大目付へ。御門主御三家御兩卿之外。諸向より贈物之儀。向後公務に付而表立相贈候廉之外者。一切受納致間敷。假令廉を附。强而相贈候者有之候共。前書之外者。堅相斷可差戻候事。但銘々家來にも。贈物有之向も有之候是又堅く相斷受納致間敷候事。右之通何れも申合候間。爲心得相達候。尤相達可然向〻へは。寄〻可被達置候事。四月(明年正月再達の旨。左に併錄す。慶應二年正月十九日。和泉守殿御渡。覺。老中若年寄等へ時候見舞等を名として。兎角贈物いたし候向も前々より有之。右者御役柄を重し候心得も有之へく哉に候得共。音信贈答之儀に付而者。兼〻被仰出之趣も有之。右樣の儀は决而有之間敷筈。且方今不容易御時節柄。別而銘々質素節儉を用。武備專ら可心掛折柄。猶更無益之失費を省。右等心得違有之間敷事に候段。向〻へ急度寄〻可被達置候事)。」慶應元乙丑年五月廿一日。道中取扱振の儀に付達。大目付へ。覺。伯耆守儀今般上京いたし候處。諸事格外に省略致候間。道中筋其外においても。是迄老中通行之節。取扱振之先格に不拘。萬端格別手輕に取計。休泊相成候場所。其外道中筋道橋等に至迄。置土盛砂者勿論。一切取繕に不及。馳走ケ間敷儀者猶更無用にいたし。宿驛其外都而平日之通相心得。諸事無益之手數不相掛樣。取計可申候。右之通々行筋へ嚴敷可被申付候。右之通道中奉行へ相達候間。街道筋領分知行有之面々へ可被達候事。五月」とあり。以て其樣を知るべし。

ラクガキ 落書は。門壁などにいたづら言をかきつくるをなり。故意の諷刺もあり。小供のいたづらもあり。天明年間千社參りと共に落書流行したれど。千社參りの樂書は。題名の義にて。やゝこのいたづらとは意を異にす(セムジヤマイり參看)。【落首】落書の一首の畧なりといふ。詠者の名を匿したる嘲弄なとの狂歌川柳なり。古くよりその事行はれ。殊に江戸時代には同朋等この種の諷刺を弄ふもの多く。凡そ時事問題はこの諷刺に入らざるはなく。願人坊主に依りて市中へ傳へらるゝもあり。或は狂謌と共に摺りものとなるもあり。高貴權貴をも憚らず。明治に入りては團々珍聞等この種の諷刺を專らとしたれども。法律制裁の下に立ては往時の如き無遠慮のものなし。

【落書の取締】大寶の鬪訟律に云く。投匿名書告人罪者徒三年。得書者即焚之。若將送官司者杖一百。官司受而爲理者加二等。被告者不坐とあり。德川氏の時。評定所(參看)に目安箱を設け。捨訴を禁じ。凡て右箱に投ぜしむ。また享保七年二月。向後屋敷〻〻へ捨文致候はゝ。差出に不及候間。燒捨可申と達せられたり。明治以後是の事に付て別段の規定なし。

ラクゴ 落語(おとし咄)は。咄の末に落を付けたるより名づく。又昔話とも云ふ。之を業とする者を咄し家と云ふ。年代人名等は明に指示し難しと雖も。輕口。滑稽抔の漸やく進化し來りしものゝ如し。三代實錄等の記する所に據りて。起原は遠き昔しにありし事を知るに足るべし。同實錄には。大納朝臣虎主が幼より俊辯にして輕口に巧なる事を説けり。嬉遊笑覽に云ふ。信長公岐阜に居られし時。尾張より沼藤六(日工集三)參りし咄あり。野間藤六(醒醉笑)は滑稽にして興言利口に名を得し者なりと。また曾呂利(狂歌咄)が事を記して云く。此者の本名は新左衞門と云。泉州堺南庄目口町の内に淨土宗の寺内を借りて居住せし刀の鞘師なり。細工に名譽を得て。小口より刀をさし入るに。そろりと鞘口よくあふ故に異名をそろりと云けるが。秀吉公へ召出され。細工を承るに。おどけものにて輕口を申せし故。御機嫌に預り出頭せしなり云々。元和年中。安樂庵策傳は希世の咄上手にて。板倉侯のために。醒睡笑若干卷を著せり。又辻談議の著者露の五郎兵衞は夷洛に名を知られて。洛陽の佛事祭禮に彼が芝居を張らざる事なし。世に云ふ辻ばなしの元祖也。或は云ふ。其頃江戸には座敷仕方ばなしといふも行はれ。長谷川町の鹿野武左衞門と云ふ者上手也。鹿の卷筆と云ふ笑話本五册を著はす。辻ばなしの元祖也と蓋し露の五郎兵衞は西都の元祖にして。鹿野は東都の元祖ならん。いづれも寬永より後。元祿前後の事なるべし。其より追々人の座敷抔借りうけ。天狗連抔と稱する素人の落語家一團となりて。互に其技を演じ。互に其技を評する樣流行す。圓馬が廿一日を以て昔咄の集會を開く等のもあり。終に落語家なる專業を生み出し。滑稽突梯たるの辯を以て。一面には祝事祭典等に際し。賓客之接對酒間の取持ち等。專ぱら座興を添ふるの幇間業をなし。一面には方今寄席と稱する。高座稱人中に於て。落語を演ずるに至りし者なり。「續き話(假令ば故圓朝の鹽原多助の如し)は當時落語家に於ても演ずるを流行となりしが。此は人情話を柔かに男女の聲色を使ひて演ずるものにして。昔は一分線香即席話抔と稱し。線香一分のもゆる間に。おとしばなし一つを演ずる等。專ぱら落語を主としたるものなり。江戸にては落語家は高座に膝かくしと稱する机を置かされども。京坂にては明治の今日もなほ用ひ居れり。

【明治の落語家】古來有名なる落語家に。朝寐坊夢樂。桂文治。又怪談には林家正藏

等あり。【三遊派と柳派】三十一年一月の時事新報に云。今落語家に二派あり。三遊派は三遊亭圓生を。柳派は春風亭柳枝を頭取と仰げり。兩派とも組合規則の下に團結し。別に頭取の選定法なし。從來三遊派は圓朝。柳派は燕枝にて引受け居りしが。其後辭任し。今は前記の兩名之に代ることゝなれり。

【三遊派。柳派の家元】三遊派の家元は圓朝にして。柳派の家元は故春錦亭柳櫻なりと。亓は柳櫻の柳橋と稱せし盛りの頃。柳派を起せしものにて。燕枝柳枝は其配下に加入せしものなりしが。柳櫻の歿後。同派中に頭角を現はすに至れり。現今の二代目桃川如燕。小柳橋。故柳橋は。即ち柳櫻の子なり。【弟子入の模樣】落語家となる者は。大抵遊藝の嗜みある道樂息子の果に過されば。二十歳前後より此道に入る者多しとぞ。弟子入には別に之といふ制規なく。唯寄席の主人とか。當地の顏役に就きて。三遊派なり柳派なりの眞打へ世話して貰ふ位に過ず。又弟子となりたればとて別段師匠の教へを受けるといふにもあらず。毎夜師匠の出席する席亭へ出かけ。兄弟子又は他の者が席上にて演する模樣を見もし聽きもして。自然と稽古を爲し。又は未だ客の一名も來らざる間に席に登りて。何なりとも思ふ存分を演じ。其善惡を師匠其他の者より指南さるゝまでにて。其餘は師匠其他の羽織を疊み。又は席上の敷蒲團。湯呑茶碗の上げ下ろし。後幕の掛け外し。見立道具飾立の手傳ひをなし。斯して半箇年位は僅か四五錢位の小遣(折には仲間の者より幾等か小遣を貰ふ事もあり)を貰ひ。其中漸く前座となれば。八錢か十錢位。一箇年以上を經て聊か客の笑ひを買ふやうになれば。十五錢乃至二十錢(尤も二十五錢もあれども。是は前座としての最上給)を得べく。夫れよりは自分の口次第にて。中入前二枚三枚となることを得れども。眞打となるは尙ほ容易ならず。至極器用の者にても。大抵十年乃至十五年の功勞を積み。然る後ち拔群の伎倆あれば。始めて眞打となることなり。因に記す。維新前には弟子となるには身許引受人を要するなど。一と通りの定めあり。師匠自から落語を教授せしこともありたれど。近來は其定めも何時か崩れて。前記の有樣となりたりとぞ。【師弟の間柄】は前項記す如き振合にて。他の稽古と違ひ。云はゞ自分の器用無器用次第にて出世する譯なれば。師と云ふも名のみ。弟子といふも名のみなり。左れば。弟子の師匠に對する禮義も至極冷淡にて。假令出世するとも之が步合を納むるといふにもあらず。唯年始に砂糖一袋。年末に五寸備へ一重を持參するが關の山なり。又師匠たりとも自儘に我弟子を前座に助させ。當がひ扶持の給金を與ふるが如き壓制をなす能はず。又弟子が銘々勝手の席へ出づるも。之に故障を容るゝこと能はざる定なりと。【眞打の披露】眞打となりて一枚看板を揭ぐるは。別に頭取及び眞打連中席亭等協議の上にて之を許すといふ定めもなく。言はゞ自分の運動次第なり。又彌々眞打になりたればとて。披露等は自分の了簡任せにて。懷都合の好きものは。江東中村樓等へ仲間の者を招待し。派手に披露を爲す者もあるべく。都合惡しき者は。席亭及び眞打以下の宅へ。何分よろしくと自身吹聽に出掛くるのみにても事足れりといふ。【霜枯】此社會にて霜枯と稱するは。六七八九の四箇月なるが。其代り一月は何處の席とも一杯の大入なるより。收入も平月の四五倍に及び。加ふるに御座敷も多ければ。平素の借金は此月の實入を以て大概返濟する由。【符牒】落語家社會にも種々樣々の符牒あり。今其內の二三を記せば。席亭にて下足の數を隱す事を(假令ば出方に於て今夜の客數は少なくも二百五十足あらんと思ふに。二百とか二百三十とか言立て。其步割のみを樂屋へ廻すをいふ)。源四郎といひ。又十人以内の客をツの聲。男をロセン。女をタレ。小供をジャリ。酒の事をサイ。食ふ事をサイコウ抔と唱へ。又都て惡しきことをセコといひ。客の何時も尠なき席亭をセコ席。醜婦をセコタレ抔と稱し居れり。【財產家】落語家中收入の最も多き者にても。一箇月漸く百四五十圓位に過ずして。一年十二月に平均する時は。百圓內外なれば。財產家と言はるゝ者も算へる程にて。現今同社會の内地面家作を所有し居るは。三遊派にて圓生。圓遊。遊三。又柳派にて燕枝。柳枝位に過ずと。【地方への出稼人】近來各地方繁華の場所は。落語の寄席大に流行するをとなりたるより。府下に於て評判なき連中は。出稼ぎする方利益なりとゝ。旅行する者常に百名以上もあるよし。」近き頃。落語家中に於て自作の人情話を演じたるは。故三遊亭圓朝。談洲樓燕枝等なり。圓朝は故山岡鐵舟の門に入り禪學等を攻め。著作もつとも多く。尋常の落語家にはあらざりしものゝ如し。近年滑稽話を以て鳴るもの。三派に圓遊あり。柳派に故禽語樓小さんありき。兩々相對して下らざりしが。惜哉禽語樓小さんは既に腦病を以て死せり。圓遊はすてゝこ(滑稽踊の名)の家元丈ありて。自身にも。また其配下にも。演技中兎角身振を交ゆるの風あれども。柳流には其風稀なり。當時三遊。柳兩派の主なる落語家を擧げんに。三遊派には。圓遊。圓生。遊三。圓藏。圓右。小圓右。圓左。むらく。春朝。金馬等あり。柳派に小さん。左樂。燕路。さん馬。燕。助六。小柳枝。小勝。小燕枝。勝次郎等あり。近年落語又は人情話一方を演ずる者漸く減じ。話の終結に至らざる內。聲色。踊り。唄などに轉じて高坐を下る者あり。落語の終結を聞き得るを稀なるに

至れり(カウダム參看)。

ラクシユ　落首。(ラクガキを見よ)

ラクシヨ　樂書。(ラクガキを見よ)

ラクヤキ　樂燒は。もと支那より其製法の傳來せし者にして。今仍ほ製出せる一種の陶器なり。其來歷は工藝志料及時事新報に詳かなれば。爰に對照抄出せり。云。樂燒は京燒の一種なり。指頭を以て造る所の土器にして。其の上に釉を施こしたる者なり。時事新報(明治二十九年中)に云ふ。樂窯の家は今猶ほ繼續して十二代を經て。盛に製造し居れり。

【樂窯歷代名工】樂燒は其の製に本窯脇窯の別あり。天正六年。秀吉が聚樂燒の名を賜りし以來。綿々相續したる家を以て本窯と稱し。其の他は皆脇窯と云へり。先づ爰に記すものは。本窯の歷代系譜により。各工匠の名と。年代及び製器の形狀釉色等を詳記すべし。○阿米也は元と朝鮮人なり。大永年間に渡來して。一種の陶器を燒きはじめ。專ら茶器類を製す。後ち本邦人を妻に娶りて五子を擧げたり。阿米也沒後。男長祐。猶ほ幼にして業を繼ぐこと能はず。依つて其の母自から茶碗を造りて營業とす。既に剃髮して尼となれり。故に世人其の製器を名けて。尼燒と云ふ。阿米也の製品は今世に存するもの甚はだ尠なく。見ることを得ず。獨り尼燒は上野帝室博物館に陳列せり。就て見るに釉は暗綠色にして製作薄く。燒け拔きて量輕し。恰も朝鮮土器に似て茶碗の周圍に地紋を劃せり。○初代長祐は。阿米也の長男なり。天正五年。織田信長の命により茶器を製す。又千利休の好みにより て屢〻茶碗を造れり。時に利休千氏を稱へ。舊姓田中を長祐に讓る。是れより長祐は田中を姓としたり。文祿元年九月七日。齡四十七歲にして沒す。曾て長祐作の黑茶碗を見たるに。釉色は光澤乏しく。殆ど木炭の如き色をなし。能く燒け拔きて。火度十分に足りたれば。其量至つて輕し。故に其色の上より云ふ時は。美なりと云ふべからず。唯一種古朴の風あるのみ。然れども茶味を試みる時は頗る美なるを以て。自ら珍器なることを推知すべし。」二代長次郞は。阿米也の次子なり。天正十五年秀吉。聚樂殿造營のとき長次郞を召して屋根瓦を燒かしむ。又聚樂附近の土質製器の用に適するを見て。命じて茶碗を造らしむ。其形斬新にして味を受くること又甚だ善し。即ち之を賞して。天下一聚樂燒の號を賜ひ。且つ樂字の金印を贈りて。以て不朽に傳へしむ。是れより樂燒の名初めて世に顯はる。晩年剃髮して常慶と稱す。齡[illegible]歲を保ち。寬永十一年五月廿九日沒せり。其製器を見るに。黑樂は釉色に光澤なく。量の輕きこと初代の製に異ならず。器形一層巧みにして頗る雅致あり。茶味を受くること亦最も美なり。赤樂は釉色茶褐色にして燒け拔きたる故に。白泡の如く變色して流れ斑にあり。又別に一種香爐藥と稱する釉色の青きものあり。五分許りの大貫乳を表はしたるものにて。香爐等の器を製す。こは此人獨得の技にして。他工の未た此釉料を用ひしものあるを聞かず。所謂青磁の一種にして。酸化鐵質の原料なれば。思ふに朝鮮より舶來せしものならんか。」三代吉左衞門は。初め吉兵衞と云ふ。阿米也の三男なり。世に稱して「のんこう」と云へり。晩年剃髮して道入と稱す。齡八十三歲にして明曆二年二月廿三日に沒せり。蓋し樂燒の製は道入に至りて大に發達し。愈〻精妙の域に達せりと云ふべく。此の如く大成したるもの前後未だ見ざる所なり。故に人殊に之を賞翫珍重して止まず。釉色に黑赤ともに前代の品に比し。光澤ありて一層の美を添へ。釉掛り薄き所は土質黃色を表はし。器形最も恰好宜く。加ふるに量輕く火度能く足りて燒け拔きたり。又別に黑樂の釉の間に白繪を描きたるものあり。是れを名づけて「のんこう」の掛分と云ふ。」四代吉左衞門は。初め左兵衞と云ふ。道入の子なり。晩年には一入と云へり。齡四十八歲元祿九年正月二十二日沒す。製器は形式何となく剛强の風あり。黑樂の釉は黑色の內に紅雲を散布せしが如く。質に珠砂色を顯はせり。是れ一入特得の技にして。他の製には未だ見ざる所なり。特に美觀を呈す。赤樂の方は澁色の釉むらなく掛り。光澤極めて强きものあり。又此人の製に作癖とて。茶碗の側面に火鋏形の存するあり。元來此形跡は各家の製に皆之れありと雖も。右方より挾みたる形あるを以て常とす。然るに一入の作に限り。左手にて挾みたる跡あり。蓋し此人左手利にて常に左手を使ひたるより自然に斯くなれりと云ふ。」五代吉左衞門は。初め平四郞と稱し。家を相續して吉左衞門と改む。晩年宗入と號せり。先代の門弟なりしが。其工に精しきを以て。一入の養子となれり。但し一入には長男あれども之に家を傳へざる所以は技術を重ずるが爲めなるべし。其見る所果して違はず。宗入非凡の名工なりと世に稱讚せられ。家名を全うするを得たり。享保元年九月三日。齡五十三藏にして沒す。茶碗の製作は黑赤ともに專ら長次郞に倣ひたるを以て。自から寒瘦の風ありて古雅淸韻に富む。故に釉色は光澤に乏しと雖も。茶味を得ること最も眞なり。」六代吉左衞門。先代宗入に男子なく。其女の他家へ嫁したるもの男を生む。乃ち之を養ひて嗣とせり。之を六代吉左衞門となす。晩年左入と號せり。延享四年四月二十五日沒す。茶碗の製作は平穩にして黑赤ともに釉色殆ど宗入に彷

佛たり。然れども光澤稍強く火度低きを以て。宗入の製に比して重し。」七代吉左衞門。初め宗吉又宗岱と云ふ。左入の男なり。先に御室宮役官の養子となりしが。後家に復りて相續し。吉左衞門と稱す。晚年長入と號せり。明治七年九月五日歿す。茶碗の製作は平穩にして稍奇峭の趣あり。黑樂の釉色は光澤最も強くして漆の如し。又赤樂の方は淡柿色にして光澤強く。細貫乳全面に露出せるあり。」八代吉左衞門。先代長入の養子なり。平素病身なるを以て。九代吉左衞門を養嗣となし。早年退隱して自から佐兵衞と稱せり。年僅に三十歲にして。安永三年十一月七日に歿す。死後七年忌の節。號を得入と追稱す。製器は黑赤ともに釉色長入と相似て。形は平穩の出來多し。其の夭死したるを以て。製品の世に存するもの極めて稀れなり。」九代吉左衞門は。先代得入の養子なり。五十六歲にして剃髮し。了入と號す。七十にして家事を專ら旦入に任せ。隱栖を宇治又は伏見に卜し。後遂に江州石山寺の門前瀨田川沿岸の地に草庵を構へ。此處に閑居す。每に好んで釣竿を事とし。傍ら茶碗を造り。又は茶事に餘念なかりしと云ふ。此所に在ること殆ど十年。齡七十九歲にして天保五年九月十七日歿す。蓋し了入は中興の名工にして。其製作の精妙なること。道入以後に於て復た之れに比肩するものなし。黑樂の釉色は眞黑色にして光澤多し。故に最も鮮麗を極む。往々黑釉の間に黃色の土質を露はし。模樣を拔出して掛分になしたるものあり。是れ道入の掛分の製を模擬したるものにて。器形篦使ひ等總て巧みに。量輕く茶味又美なり。赤樂の方も柿色にして光澤鮮美なるもの多し。世に前作と稱するは天明年間少壯の時の製に係り。中年のものは寬政年間の作なり。文化年間剃髮後のものは後作と云ふ。各々押印を異にせり。前作のもの世に稀れなるを以て。殊に賞翫せらると云ふ。」十代吉左衞門は。先代了入の實子なり。五十歲にして剃髮し。旦入と稱す。嘗て壯年のとき放蕩の故を以て。父の勘當を受け。浪々の身となり。江州坂本に在りしが。了入の弟子某の仲裁により。家に還ることを得て。相續せりと云ふ。齡六十歲にして安政元年十一月二十四日沒す。茶碗の作風は溫順なる內に奇骨ありて。一種の雅味を存す。黑樂の釉色は了入に似て光澤多しといへども。釉掛り稍薄く。質の內に黃色を顯はす所あり。赤樂の釉は柿色にして濃淡變色斑々たるものあり。」十一代吉左衞門は。元と丹波の人なり。先代旦入の養子となり。家名を繼ぐ。後ち剃髮して慶入と號せり。齡すでに九十に垂んとして猶は矍鑠たり。曩きに家を今代の吉左衞門に讓り。退隱して悠々暮年を送れり。」十二代吉左衞門は。十一代慶入の實子にして。すなはち今代の樂家なり。

【樂字印影】樂字の印は樂茶碗の外底に押用したるものにて。初め二代長次郎が秀吉より拜領したる金印に基き。代々私に其の形を模し。字形を異にして押用したるものなり。而して拜領の金印は一入の代まで世襲せしと雖も。後紛失して今傳はらずと云ふ。三代道入は私印大小二個を用ひ。共に刻文は陽字なりき。四代一入は一個の陽字の印あるのみ。五代宗入は字形陰陽二樣に刻したるもの二個を用ひ。六代左入。七代長入は各々宗入と同樣の印二個宛を使用せり。八代得入は陰字に刻したるもの一個の印あり。九代了入は。初年。中年。後年のものを分ち。總て六個の印あり。內後年のもの二個は特に代々のものと異りて樂字を草書に記し、陰陽の字形。各一個宛あり。中年以上のものは普通の字形にして。陰陽各二個宛を押用せり。十代旦入の印は總て五個を有し。初年のものは世に木樂と稱し。樂字の畫を異にしたるを用ひ。中年は陰字の印を用ひ。晚年は隸字小形のものを用ゆ。十一代慶入は初年中年を別ちて。陰陽字形を異にしたるもの二個を使用せりと云ふ。代々の樂家にして。素人の依賴により。其手作りにしたる器を。更に模造したるもの少なからず。此の如き茶碗には。殊更に樂印の下に「燒之」の文字を記して自作と相混ぜざらしむ。是代々樂家の例規なりと云ふ。又樂燒茶碗に數個の印を押したるもの。道入。了入等の作に多し。世の茶人は殊に之を珍重す。一說に絕妙或は土坏製造の際。篦目の殊更に能く出來て。自から意に適したるものは。之に數印を用ふと云ふ。是れ一應は理なりと雖ども。元來茶碗の良否は。是等器形のみにあらずして。釉色の變。輕重の異等。最も關係する處にして。何程篦使ひ巧なりと雖も。釉掛り濃厚に過ぎ。或は火度燒き足らざるものは。粗惡なるべきを以て。取るべからず。故に到底土坏の作を見て。直に良否を判定すること能はざるべし。蓋し是等の說を爲すものは。畢竟茶道具屋の價を貪らんが爲め。特に辭を設けて僻說を爲したるものと知るべし。

【樂燒の品質】樂燒は質柔にして色白し。其赤色のものは黃土を塗り。燒きて赤色に化せしむ。黑色のものは加茂川石を細末となして。釉となし。燒て黑澤を見はす。其の製する所の器は。皆指頭を以て揑造し。器械を用ふるとなし。故に形狀甚奇にして。頗雅致あり。茶家者流極て之を賞稱せり。【名品】樂茶碗の名物即ち長次郎作の絕妙なるものを選て。世に之を【長次郎七種】と稱す。後世代々の樂窯に於て此寫しを造るもの少なからず。今其傳來と銘目の因て起る所を略記すべし。」大黑（黑樂）。

ラクヤ

形の大振りに出來たる爲めに斯く名づけしならん。銘の出所に付ては傳記なし。大阪鴻池氏の所藏なり。」鉢開(黑樂)。利休が我れ出家せば。此茶碗を持つて鉢開かんと云へり。依て銘となせりとぞ。嘗て細川三齋の所藏なりしが。後所在を知らず。」東陽坊(黑樂)。利休が眞如堂東陽坊へ贈る爲めに。自から好で燒かしめたるなりと云ふ。頓て銘とはなりぬ。大阪鴻池氏の所藏。天保年間此茶碗道具屋市にて入札金五百兩なりと云ふ。」木守(赤樂)。利休。嘗て茶碗十個を好みて造らしめ。弟子中へ之を次第に取るべしとて人々思ひ〱に分取りにせり。其時此茶碗一個殘り製作頗る善し。取殘しとて木守と名けたりとぞ。武者小路千家一翁が所藏なりしが今傳はらず。」早船(赤樂)。利休。大阪に在りて。此茶碗を京都へ早船にて取りに遣したるとあり。因て銘となす。桔梗屋文左衞門なるもの所藏し居りしと云ふ。」檢校(赤樂)。利休嘗て此茶碗を弟子に遣しけるに左のみ喜ばず。此茶碗の絶妙なるを知らざるは。檢校よと申しけるより銘となりぬ。」臨濟(赤樂)。利休所持の茶碗なり。臨濟禪師は禪門隨一の人なり。其意を取りて隨一の茶碗と云ふ事なりと。千宗旦が云へりとか。又一說に此茶碗五つの破れある故に臨濟宗の五派に擬らへて名けたりとも。又は五の鎚目ある故なりとも傳へらる。」而して此等の茶碗を模寫し初めしは千宗旦が道入に造らしめたるを以て嚆矢とす。是れより代々の樂家皆之を模作せり。又別に新組七種なるものあり。是れ亦兵次郎作にして利休の銘あり。乃ち左の如し。閑居(黑樂)。剝栗(黑樂)。村雨(黑筒形)。凰折(黑筒形)。利休(黑平形)。太郞坊(赤樂)。次郎坊(赤樂)。」尙ほ此外長次郎の作にて有名なるものを擧ぐれば。あやめ(黑樂)。橫雲(赤樂)。一文字(赤樂)。桃花坊(赤樂)。雁取(黑樂)。喝食(黑樂)。小狐(赤樂)。十王(赤樂)。鉢の子(黑樂)。馬盥(黑平形)。以上利休銘。面影(黑樂)。枝柹(赤樂)。眞鷹(黑樂)。包柹(赤樂)。貧僧(黑樂)。以上宗旦銘。東岸(赤樂)。玄翁(黑樂)以上覺々齋銘。」のんこう作にも又七種の名物あり。一入以後代々の窯にて模寫を製したり。其銘目を擧れば左の如し。獅子(黑樂)。升(黑樂)。千鳥(黑樂)。稻妻(黑樂)。鳳林(赤樂)。若山(赤樂)。鵺(赤樂)。此外又のんこうに名物同樣有名の茶碗あり。又脇窯にて千家代々の宗匠又は數寄者の手造りに成りたる有名の品數々あり。左に其二三を摘錄すべし。」晝眼盜(赤樂)。のんこう作此茶碗は宗旦が好みて造らしめ。所持せしが門人所望すれども之を諾せず。或時茶湯の席にて無斷に持歸れり。依て宗旦が晝眼盜よと云ひしより銘とはなれり。」熟柹(黑樂)のんこう作。宗旦好。挽木の鞘。のんこう作。黃瀨戶寫。狂言袴。のんこう作。黃瀨戶寫雲鶴寫なりとも云ふ。」遲船。千宗室が或人の所望によりて造りし茶碗にして。其製造の餘り延引せしより遲船と銘す。利休の早船に對して名けたるものならん。」鈍太郞(黑赤ともにあり)。此茶碗は覺々齋が祖父の年回に當り。手造りなせしものにて。黑十五個。赤三十五個。合計五十個許り出來す。或時茶湯の跡にて門人等所望して引合し故に。狂言の鈍太郞に似たりとて銘となれり。釉は形色々にて菊又は菊桐。富士遠山。串挿團子等の圖を模樣とせり。又享保の頃如心齋の好みにて左入が此寫しを造りしとあり。」土師の鰭。此茶碗は元と瀨戶黑にして。白釉にて。梅花と魚鱗を畫きたるものなりしが。嘗て覺々齋が北野天滿宮へ參詣の途次見出し。求め歸りて非常に之を珍重し。歿後も遺言にて棺中に納めしめしと云ふ。覺々齋生前嘗つて樂宗入に命じて此品を模寫せしめ。自から箱書付を記し。土師の鰭と銘したり。蓋し土師は菅家の祖にして梅花に因みあり。鰭は魚鱗に因み。尾端を意味して。此銘を選び。北野歸りに此茶碗を得たりければ。菅神の賜なりと云ふ意なりとぞ。」黑天目は。又柏天目とも云ふ。左入の作なり。柏葉三枚と算木三筋の繪を彫りたる地紋ありて。黑釉に金を着色とす。覺々齋所持にして世に一個あるのみ。佛前の茶湯に用ひしと云ふ。」松柏は。元と如心齋手造にて柏の方は赤樂にて大形なり。松の方は黑樂にて稍小形なり。松柏と銘せるのみにて畫はなし。了入の代より是れを模寫して世に多くなれり。」松梅は。覺々齋が黑と赤の樂茶碗を手造して北野天滿宮へ奉獻し。これに松梅の銘を記せし者なりとぞ。」富士の畵茶碗(黑赤ともにあり)は。如心齋好みにて左入が造り初めしを後代々の樂窯にて摸製せり。赤の方は白釉一筆書きにて赤く。黑の方は全山一體を白く塗りて畫きたり。

【脇窯の名工】脇窯の樂燒は。元和寬永の際。京都の刀劍鑑定人本阿彌光悅作を以て第一とすべし。次ぎに空中。宗全。乾山なりとす。是れ等の人々は其のはじめみな繪事の餘りか。あるひは好事の爲め慰みに造りしを。乾山のごときはやがて專門の陶工となるに至れり。おの〱一種の雅趣ありて。器形洒脫。非凡の妙技を備へ。優に一家の姿をなせり。されば樂本窯のものよりは。かへつて世に珍重愛翫せらる。其の他樂本窯より出でゝ別に一家をなすもの即ち道樂。宗味。一元等あり。又一代の名工にして見所あるもの多し。今左に其の小傳を詳記すべし。」本阿彌光悅は。刀劍鑑定家なり。傍ら諸藝に通ず。太虛庵。自德齋。空中庵又德去齋等の號あり。好んで陶器を作り。最も樂燒に長ず。其繪畫を能くするを以て。往々茶碗に適用して一種非凡の技を顯はし。見るもの驚嘆せざるはなし。齡八十一歲寬永

十四年二月四日歿す。製器の遺存して世に有名なるもの少なからず、銘目を擧ぐれば。白峰(赤樂)。雪片(赤樂)。毘沙門堂(赤樂)。加賀光悦。雨雲(黑樂)。時雨(黑樂)。鐵壁(黑樂)。有明(赤筒形)。紙屋。喰違等とす。以上は最も人口に膾炙する名品なり。又同人作臨濟と云ふ赤樂の茶碗は。千宗室が長次郎七種の臨濟に似たりとて。銘せるものにて。享保の頃。大阪鴻池氏が金四百十兩にて買求めたりと云ふ。元祿年間の人。灰屋紹益が著せる賑草に。光悦の傳あり。其内に成り形を好んで燒せたる茶碗の。今代に殘りたるもの。ひとふりあるものとぞ云ふめる。世上なべて光悦は道具好のやうに云ひ傳ふれど。金銀に目を掛けぬ人ならば。道具にも執着せぬなるべし。左れど物好風流は古今の一人物なりと云へり。此處に成り形を好んで燒かせたると云ふは心得難し。世に光悦作といふ茶碗を見るに。中々形を好んで陶工などに造らせたるものとは思はれず。其風韻雅趣光悦の手造りに成らされば。凡工の企て及ぶ可らざるものあり。或は燒くことのみは其職のものに命じたるやも知るべからず。但し赤樂の製。殊の外巧妙にして言ふべからざる趣味あるものあり。」本阿彌光甫は。光悦の孫。光瑳の子なり。空中齋と號す。祖父の蹟を學び。丹青の道に精しく。又陶器を製して樂しみとす。世に空中作樂燒と稱して珍重せり。其製高尙にして一種の雅味あり。而も光悦作に摸擬せず。卓然一家の風を存せり。」木津宗然は。大阪の南木津村の人にして。茶道の達人なり。好んで樂燒を造り。奇古愛すべし。世に宗全作樂燒と云ふ。尾形乾山は。光琳の弟にして有名の畵人なり。名は深省尙古と號す。又習靜堂。紫翠。靈海。陶隱等の號あり。京師の乾方に當る鳴瀧村に居るを以て乾山と號せり。巧みに樂燒を製す。其形甚だ風韻あり。且つ摸樣に自畵を描き。極めて雅致なるを以て世に賞翫せらる。之を乾山燒といふ。晩年江戶に來り入谷に住す。寬保三年六月二日齡八十一歲にして歿す。」道樂は樂道入の弟にして忠左衞門と云ふ。少時放蕩の故を以て父兄の勘當を受け。諸方に漂泊し。慶長年間堺の地に住して。樂窯を開き。茶碗を製す。左文字の樂字印を用ふ。其の製品は樂本窯に異なる所なく。善く茶に適するを以て。世に之を賞翫す。然れども今存する者に至つては稀れなり。」宗味は。初め庄左衞門と云ふ。道入の弟子にして。別に窯を築き樂燒を製す。正保年間の人なり。」玉水彌兵衞は。樂一入の庶子にして。初め元右衞門。後彌兵衞といひ晩年剃髮して一元と號す。初めて玉水燒の樂窯を開く。蓋し一入の妾は南山城玉水の產なり。一入死去の後。故ありて在所玉水に歸る。時に彌兵衞尙ほ幼少なるを以て之を養育し。其成長するに隨ひ。樂燒の法を教へ。茶碗等を燒かしめ。玉水燒の名を冠して自から一家を立てしむ。一元二子あり。長子を彌兵衞一句と云ふ。早世せり。次子又其名を繼ぎ。彌兵衞任土齋と云ふ。彌兵衞の家名は任土齋にて絕えたり。然るに其後玉水半兵衞。同じく甚兵衞なる者樂燒を造る者あり。甚兵衞は樂翁と號す。是れ彌兵衞の末なるや否や。今詳かならず。」中立賣平兵衞は。京都中立賣に住居し。樂窯を開く。一元の弟子なりと云ふ。」一條久兵衞は。一入の養子なりしが。不緣となり。實家に歸りて後樂燒を業とし。京都一條通に住せり。樂左入の代に至りて窯を禁せられ。後終に江戶に移住して。陶業に從事せりと云ふ。」油屋太兵衞は。又樂燒を製す。然れども今傳記を詳かにせず。」大樋燒は。樂燒の一種にして。稍其趣を異にせり。其初代は土師長左衞門と稱し。明曆二年の頃。京都河原町に住し。樂窯を開く。初め樂一入より其の法を得たりと云ふ。寬文六年三月。加賀侯前田綱紀の召により千宗室と共に金澤に至り。大樋町に於て陶窯を築き。宗室の考案に依りて樂燒の諸器を製す。此時其地名を以て氏となし。製器を大樋燒と稱す。之を初代として。八代の後今代を道忠と云ふ。明治二年前田家東京に移るの後。一旦暫く廢業せしが。十七年十二月に至り。更に今の春日町に開窯す。其製する所のものは。多く抹茶用具と會席膳具とにして。原土を加賀河北郡春日山及び法光寺村等に採り。又越中產の白土を用ふといふ。其質は本窯樂燒とは一種異りて。釉料は赤黃色にして飴色の如く。俗に大樋の飴釉と云ふ。また白釉の上に淺鮮なる萠黃色を以て模樣を畵くあり。或ひは丹礬釉の綠色の流れ樂あるもあり。代々圈內に大樋の二字を記せし印を捺す。但し初代のものには印なしと云へり。」淺野燒は。大樋燒の初代長左衞門の弟子に淺野村五平と云ふものあり。黑樂を燒けりと云ふ。然れども製器の存するもの甚だ稀れなり。」山本與興は。文化文政の頃。加賀藩に仕へし典醫なり。大梁公の好みにより樂燒を造る。二代與興。初め宗悅と云ふ。先代の養子にして又製陶を善くせり。然れども其技養父に及ばざりしと云ふ。製器は多く茶碗にして黑赤の二種あり。其行樂三代道入に肖似せり。常に道入の製品を愛し。其一品を見る每に之を摸造せり。故に其印なきものは世人見て道入と誤認するものありと云ふ。其後金澤に尾山屋伊八。小原伊平なるものあり。伊平は芳二と號す。共に樂燒を作れり。然れども皆與興の製に及ばず。」九郎燒は。文化年間。尾張の國主德川齊朝の臣平澤九郎の巧に出づる一種の陶法にして。樂燒の類なり。九郎仕官の餘暇に好んで製したるものなれば。殊に雅趣に富み。匠氣なし。九郎歿後子孫の此技術を傳ふるものなく。又工人を使用せざれば傳習

する者なく。終に廢絶に歸せり。」豐助燒。文政年間愛知郡に於て製する物にして。其造る所外面に漆を塗り。描金髹畫を施し。裏面は樂燒の陶質を存す。世人稱して豐助樂と云へり。」彌助燒。初代彌助は啄元と號す。江州比叡辻村に於て樂窯を開き。文政八年二月二十七日を以て歿す。二代彌助は天保七年。紀州公の召に應じ。西濱御殿園中に於て樂燒を造る。號を賜ひて久樂と云へり。」紫野燒。文化年間。紫野大德寺前に於て鶴亭と云ふ者樂窯を開き。紫野燒と云ふ。暫時にして中絶し。弘化元年に至り。同寺內常樂庵中に於て窯を築き。之を再興す。然れども是れ亦永く維持すること能はず。嘉永年間大阪般若寺は。大德寺末派なるを以て。此所に於て又樂燒窯を開けり。然れども暫くにして止む。是等共に皆圈內に「紫の」の文字を記したる印を押用せり。」湊燒。泉州堺に於て燒く所の樂燒なり。釉色は一種交趾燒に摸し。香合等の製に極めて鮮麗華美なるものあり。多くは會席膳具の雜器にして茶碗に適せず。」乾也は。入谷乾山の跡を襲ひて。乾山風の樂燒を燒き。今戶燒は雜器多くして。火鉢火消壺等の粗造の者に至るまで之を製し。販路最も廣し。」隅田川燒は百花園內に在りて。又今戶燒に髣髴たるものなり。大阪に於ては【吉向燒】なるものあり。元と十三燒と云ふ。今天王寺畔上之宮に樂窯を築き。專ら會席膳具及び菓子鉢。花瓶等の雜品を製す。釉色は乾山風又は大樋燒に似たるものにて。現今東京に於ける製器に比すれば稍見るべきものあり。又近年可樂と云ふもの。樂燒の風にて土偶を作りしものありしが。今あるやなしや知らず。

【樂燒の原料】用土は初代長祐までは阿米也が朝鮮より持來りたる土を以て製し。二代長次郞に至りて聚樂殿附近の土を用ひたりと云。今猶は聚樂町の名存して。土取場の跡あり。之を聚樂土と稱し。茶席等の壁土に用ふ。然れども樂燒を製するには何れの土にても適用することを得。總て細土を以て善しとす。但し山土は火に弱くして用ふべからず。殊に黑樂の釉は火度極めて高きを要し。急に溶解し難きものなれば。火に弱き土は到底用に適せず。(以上時事新報)

ラシヤ 羅紗。毛織物にて古く輸入品の外なかりしが。維新後服制改まり。殊に陸軍海軍の服地としての用加はり。絨類の輸入多きを以て。政府は內國に製絨所の模範工場を興し。且牧羊を奬勵するため。明治九年獨逸にて製絨業を修めたる井上省三を同國に遣して技師を聘し。東京府下葛飾郡千住に工場を新築し。同じき十年十一月開業式を擧げらる。明治十四年農商務省設置の際。同省の所管に移り。同省は十八年三月を以て。羊毛買上手續を發布し。人民より羊毛を買入れ。以て牧羊家を奬勵したり。其後同じき十九年工部省の所管に移り。又同じき二十一年七月。陸軍省の所管に移れりといふ。

ラシヤウモン 羅城門。平安城外郭南面の正門なり。朱雀通(今千本通と云)。九條大路(今四塚と云。此所の民家の東頰の奧に至つて礎石遺れりといふ)にあり。其南は往還道にして。鳥羽の作り道。久我畷を經て。山崎の關所に至る(此街道今にあり。上鳥羽の端より。西南に至るなり。これを直に行ば淀八幡に至り。大阪道へ。又四塚より西へ至る街道あり。秀吉公朝鮮征伐の時ひらき給ひし道なり。俗に唐街道といふ。久世橋向明神を經てこれも山崎に至る)。是山陽。南海兩道の喉口なり。日本紀曰。天武天皇紀八年十一月。難波都築二羅城一云々。羅城といふ名義は。三代實錄。拾芥鈔にも其說詳ならざるとあり。羅城とは總曲輪の號也。通鑑曰。唐懿宗紀不レ移レ時克二羅城一胡三省の註に羅城とは外の大城也。又唐書高祖本紀曰。築二京師羅郭一起二觀九門一云々。朝鮮訓蒙字會曰。稱二外郭乎羅城一又羅城を二の丸と譯す。外郭の番兵を羅卒といふ。羅絡の義なるべし。此諸說にて羅城の譯諦にして。京城總郭の門といふ事なり」と京の水に見ゆ。

ラツコ 臘虎は。膃肭獸と竝び稱せられて。海獸中毛皮の最も貴重すべきものなり。獵者が北太平洋に於て捕獲するものと。米露の國產として。倫敦市場に出すものとを合すれば。其價格實に驚くべきものあり。故に其產國には此海獸の繁殖と保護を圖るに急にして。往々國際上の問題となすの煩を避けず。いま二十九年十二月發行の時事新報より抄出して其獵獲の事を記さんに。【臘虎の棲息場】は北太平洋に限られたり。古昔は其數頗る多く。殆んど膃肭獸に讓らざりしに。年を追ひて漸く減少するに到りぬ。昔時露國人がアリユーシヤン群島を開きたる當時に在りては。土人は皆臘虎の毛皮もて製せる衣類を着けたりといふ。是れ臘虎の數の夥かりしを證するものにして。從つて當時は。其價の貴重なるを知れる土人なく。適々廻航せる歐洲人等が不用の雜品を出して交換を求むるときは。喜んで之に應じたりきとぞ。左れば最初アリユーシヤン群島に於て捕獲したる臘虎の數は。今より之を考ふれば。殆んど信ずべからざる程なりしならん。彼のベーリング海なるプリビローブ群島の發見せられたる時の如き。二人の水夫は。セントポール島に於て。一年間臘虎五千頭を捕獵し。又西曆千八百四年。彼の露米會社の創立せられたる當時。バラノープ氏は。北米アラスカ沿岸より。露領チコーツク海地方に巡遊し。一萬五千餘の臘虎皮を携へ還れりといふ。當時該獸が北洋到る處の汀。若くは島根

に群遊したるの狀。依て以て知るを得べし。然るに爾後年を經るに從ひて。左しも相累積したらんと思はるゝ膃虎は。次第に其數を減じ來り。露人某の言に依れば。ウナラスカ會社(アラスカ半島附近の一島)に於ては。往時年々千頭以上の膃虎を捕獲したりしが。千八百三十五年頃には。僅々七十頭より百五十頭位を捕獲するに過ぎざりしと云ふ。蓋し昔時は弓矢又は槍棍等を以て。捕獲したるが故に。其獵獲の數は暫く繁殖の數と並行したりしに。近年に到りては。精良なる銃器を用ひ。時期を撰ばず。濫獲するに至れるが爲めに。繁殖力は遂に獵獲の力に伴はず。斯くは遞減の有様となれるべし。獨りアリューシャン群島中サーナック島あり。アラスカ海邊にありて。夥しく獵虎の群集を見るといふ。島は小にして。所々に砂濱あれども。多くは波浪の爲に打ち寄せられたる大なる石より成れり。島の内部は低くして。三個の小山あり。樹木なくして草苔の芳ばしきあるのみ。所々に小池ありて。每年春期鴨雁等の此に集ること多し。土人は此島に住居せず。故に膃虎は此に群れ寄るなるべし。【サーナック島に於ける捕獲法】膃虎は視聽嗅の三官頗る鋭敏にして。人煙を見るときは。忽ち海中に逃遁し。其影を隱すが故に。之れを捕獲せんとするものは。唯天幕を張りて雨露の凌ぎを作れども。南風の時を除きては。火を焚くことを嚴禁す。是れ島の北方には。膃虎の棲息場なきを以てなりとぞ。左れば土人の獵者が。每年冬期北風酷烈にして。寒暖計零度以下に降るの時。尙火を絕ちて數週間此島に立籠る。其困難の實況は。殆んど名狀すべからず。斯くして膃虎を捕獲するに四種の方法あり。第一磯打。第二銛突。第三棍棒打。第四網捕是れなり。〇磯打は普通の法にして。壯年の獵者銃を携へ。島嶼海濱の岸に待受け。膃虎の其頭を海上に現はすを見る每に。數町の距離より之れを狙擊す。丸の命中するものは。十中の九まで直ちに斃れ。已に斃れたるものは。波のまに〳〵海岸に漂着す。〇銛突　十五乃至二十艘の小舟隊を爲し。各船に二人宛乘込み。晴天の日海上に出て。一列に並んで。膃虎の常に游泳する所を目掛け。徐々に漕行き。若し海中に膃虎の睡眠するを見るときは。靜に合圖をなし。最近の船をして。靜默之れに近かしむ。然れども通常獵者が銛を投ずべき位置に達せざる前に。膃虎は驚き覺めて海中に沈むことあるべし。此時獵者は直ちに其沈みたる場所に進みて舟を止め。又他の舟は其場所より大凡半哩位を距りて圓陣を作り。之を圍みて再び膃虎の現れ出るを待つなり。頓て膃虎は空氣を呼吸せんとして。十五分乃至二十分にして。必らず再び海上に現れ出づべし。是れに於て最近の舟は。直ちに之れに追迫り。他の舟は喧騷銛を投じて之を驚かしめ。獸をして呼吸の暇なからしめ。膃虎の再び沈むや。之れに近づきたる舟は。直ちに其位置に進み。他舟は又圓陣を作りて。其現出するを待つ。斯の如く追迫する事數度に至れば。膃虎は呼吸促迫し。空氣及び瓦斯の爲めに。身體膨脹して。復た水中に沈むこと能はざるに至るべし。〇棍棒打　は唯冬期の間に之を行ふものにして。特に北風最も烈しき日を撰ぶなり。斯るとき膃虎は礁上にありて。海藻中に頭を挿入れ。休眠するものなるが故に。獵者は先づ其岩礁に行きて。風下より這ひ上り。足音を盜み。近寄りて。獸の未だ氣附かざるに乘じ。片端より手早に之を撲殺するなり。嘗て二人のアリューシャン土人は。此法に依りて凡そ一時間半に。七十八頭を捕獲し得たることありしとなり。〇網捕　長さ十六尺乃至十八尺。幅六尺乃至一丈餘ある網目の粗なるものを。海藻繁茂せる海中に張り置くときは。膃虎は休眠せんが爲め此所に來り。其網目に引罹り。大に恐れて逃端を失ふべし。此場合に於ては。小なる網にても多き時は一回六頭位を捕獲する事あり。又岩穴等へ膃虎の入りたるとき。其入口に網を張りて捕ふることあり。總じて膃虎を海岸にて發見したるとき。之れを陸上に追ひ上げんとするは誤りなり。臆病ものゝ一心怖ろしく。彼は夢中の如く突進して。如何なる場合にも海中に投じ。沖合に逃遁するものなり。進行は少しつゝ飛躍を續けて。短距離の間は其速力非常なりといふ。【形狀及び其生活】膃虎は其形鼬に類するものにして。唯異なる處は水中に棲息するものなるが故に。四肢中殊に後肢は膃肭獸の如く鰭狀をなせり。體の長さは大なるものにて五尺五六寸(但内一尺程は尾なり)。胴の周り三尺二寸。前肢長さ五寸。後肢長さ九寸。體量凡九貫目なり。又母獸に抱育せらるゝ。生後六七ケ月の幼獸は。體長さ二尺九寸。體量二貫六百目位なり。毛色は其年齡及び季節に由りて變化するものなれど。通常濃褐色にして。體の背腹皆同じ。處々に長き强硬の毛ありて。其尖稍々白きが故に。恰も霜の積みたるが如き觀を呈す。而して此毛は別けて背部より腹部に多きを以て。腹部の色背部より薄きが如く見ゆるなり。膃虎は膃肭獸の如く。生殖の爲めに或時期を限りて。一定の島上に群棲するものにあらず。又時季を追ひて遠く海洋に遷移するものにもあらず。周年絕て人跡を見ざる島嶼の周邊にして。海藻の繁茂せる岩礁或は其附近に棲息し。一處に五六頭を認むる事あるも。以上の大群を見ることなし。天氣快晴にして風波穩なる日には。早天岩礁を去つて遠く沖合に遊び。夕陽に及びて再び岩礁に歸來するものを常とすれども。砲擊を聞き或は狙擊に逢ふときは。甲島のものは乙島に。乙島のものは丙島

に移り避く。視聽嗅の感極て鋭敏にして。外物に驚き恐れ易く。岩上の動作は遲鈍なれども。海中にありては頗る機敏にして。常に仰向き又は横臥して游泳す。其樣を見るに。前肢は殆ど用をなさず。專ら後肢を廻轉して前進し。腹部及び頭部の一端を水面に現はすが故に。出獵の際その海中に游泳するを。遠くより直ちに認め得べし。然れども若し彼にして一度人煙を望み。若くは砲聲を聞くときは。岩上にあるもの忽ち海上に逃れ。海上にあるもの忽ち水底に潛み。波間に出沒して呼吸をなしつゝ。自在に游行して終に沖合遙かに逃れ去るといふ。臘虎は膃肭獸の如く一夫多妻にあらず。交尾分娩の期も亦一定せざれども。一年一回一兒を產するは事實なり。扨牝牡は三歲にして。一夫一婦相配するが故に。膃肭獸の如く互に相奪掠喧騷するの醜態なし。左れば夫妻相睦ましく。母獸の兒を撫育する其慈愛殊に深し。例へば幼兒の游泳已に自在なるに至るも。猶ほ一年間は母獸常に之を己が腹上に載せ。前肢にて確と之を抱きて乳哺せしめ。游泳するとき時々幼兒の頭部を水面上に捧げ出し。呼吸をなさしむるなど。其情擲すべきものあり。左れば幼兒も又母を離れて生育する能はず。人或は之を捕獲して自から育てんと企つるも。他の野生獸と異りて人を恐るゝこと甚しく。食物を與ふれども食はず。遂に餓死するに至ると云ふ。【千島列島に於ける臘虎】千島に於ける獵業の起原は。詳かならざれども。今を去る大凡三百年以前。即ち文祿二年十一月。舊福山城主某臘虎皮三枚を豐太閤に献ぜし事あり。又幕府へ献上したる者もありしが。是れ皆北海道東部住民の獵獲したるものなりき。勿論露人の來り獵する者亦頗る多かりしが。明和三年。本邦土人と露人の間に爭鬪の事ありてより。暫く同國人の影を絕ち。安永年末に至り又ゝ多數來獵せり。天明年間には。擇捉島土人等出獵する者無きに至り。北海の臘虎は一に露人の捕去るに任せたりしに。彼は之を機として寬政七年男女三十名打連れて得撫島に移住し。獵業に從事したる事あり。同十一年兵庫の人高田屋嘉兵衞なるもの擇捉島に來り。會所を建て土人を雇役し。獵業を起してより。松前藩は例年其收獵を買上げ。苟も密賣することを嚴禁したり。慶應年間。露國人再びアラスカ人を得撫島に移し。盛ゝ獵業を盛にし。爾來英米の密獵船亦續々來航したりしが。明治八年千島交換の事ありてより。我政府は大に斯業に注意し。同九年漁業取締規則を定め。十一年外國獵船取締の爲。歐文を以て色丹島に揭示し。其他繁殖保護の規則を發布し。十ヶ年北海道千島沿岸は特許を得る者の外獵業を禁止し。十九年に到り獵場區域。獵期。生皮檢查方法を公示し。二十一年に到り帝國水產會社に五ヶ年の特許を與へ。二十六年更に同會社に得撫島以北の特許を與へ。其他沿岸漁業組合に特許を與へ。二十七年函館港辻快三に。國後島の獵業を特許せられたり。已にして明治二十八年三月。更に臘虎。膃肭獸獵法の制定發布あり。現今獵業免許を得たるもの左の如し。

臘虎膃肭獸獵業船	四艘	函館港	帝國水產會社
同	二艘	函館	辻快三
同	一艘	東京	青木孝
同	一艘	岩手縣	小松駒次郎
同	一艘	千島占守郡	司成忠
膃肭獸獵業	一艘	岩手縣	水上助三郎

【同島に於ける獵獲の狀況】臘虎は常に島岸に棲息して。遠く居所を轉ずることなきを以て。他の獵業の如く一定の季節あることなく。千島の舊土人は周年之を獵獲せしと云ふ。蓋し千島の海たる。冬期は結氷の爲め航行する能はざるを以て。從來本邦獵船は。例年四月下旬乃至五月上旬。千島色丹島に航して時季の早晚を觀察し。遂に暖を追ひて北進しつゝ各島を巡獵し。十月下旬再び色丹島に歸着するを例とせり。外國密獵船の渡航期も。較ゝ之に同じく。九月初旬色丹島に到り。九月十五日を以て千島に於ける獵事を終へ。夫より歸國の途に就くと云ふ。臘虎獵獲の方法は。本船の島嶼に達するや。先づ臘虎棲息場を距れて投錨し。船中に於ては毫も音響を發せず。夜間は甲板上にも火を點ぜず。極めて靜肅を旨とし。拂曉を待ちて。獵艇三艘に各銃手一名。舵取一名。櫂搖四名乃至三名乘組み。銃は米國ウインチエスター會社製造單發銃。或はレミントン、ライフル會社の製造に係る後裝十四連發銃を備へ。三艘均しく出船するものとす。此三艘は地乘。中乘。沖乘と稱し。各ゝ海岸に並行して。一定の方向に進み。中にも地乘船の銃手は獵長にして。獵獲上一般の指揮をなし。他の二艘は進退擧止共に之れに隨ひつゝ。頓て臘虎の游泳を認むるときは。獵長が舵を擧げて合圖をなすに從ひ。臘虎を中心として。三艇三方に漕分かれ。該獸を圍繞して。最近の船より之を射擊するなり。但し其場所と臘虎の擧動とに由りては。僅々二三發にして能く仕止むることあり。或は數十回乃至百回以上の發射を要することあり。唯發射餘りに頻繁なる時は。各艇相互に擊合ふの危險の虞あるを以て。若し臘虎逃走して甲乙船の間に浮出づれば。丙船之を射擊し。乙丙船の間に浮出づれば。甲船之を射擊し。斯くして相傷害するを避くるとなり。【毛皮の

ラッコ

貯蔵】斯くして獲猟したる膃虎は。直ちに之を仰向けとなし。尾端より頸の中央まで。腹部を縦断して其皮を剝ぎ。汚物を洗除して。長方形の板に。皮の裏面を表として。釘もて張附け。扨弾丸の痕跡を絹絲にて縫合せ。之を日光にて乾付くるものとす。尤も雨天若くは濃霧の日は。暖爐にて乾し。其間屢々歯の無き小刀を以て。脂肪質を削り取り。全く乾燥するを待つて板を除き。後數日竿に掛け室内に乾し。箱内に收め。折々快晴の日を撰みて。取出しては乾燥するなり。【膃虎皮の價額】膃虎皮は。近年各地ともに減少し。昔時數千頭若くは數百頭を捕獲したる處も。僅々數頭を得るに難く。殊に近年帝國水產會社の猟船は。六月下旬より十月迄四ヶ月間。千島各嶼を巡猟して。漸く七八頭を捕獲するに過ぎざるの有様なれば。隨つて毛皮の價格も。近年非常に騰貴して。一頭の毛皮四五百圓以上に賣行き。就中老獸にして金毛の差毛あるものに至りては。七八百圓より千圓の價格を有すといふ。猶英米露三國が領海境界の事に付き安協せし顚末を記せりと雖も。之を省けり。

ラテム　螺鈿は。青貝ずりとも云ふ。屋久貝。蝶貝。鸚鵡貝の殼の裏を磨り。種々の形に切りて。漆器の面に嵌入し。飾となすものなり。蚫の貝をも用ふ。青貝といふも是なり。安齋隨筆云。螺鈿。器物の飾りに青貝を貼たるを云ふ。鈿とばかり云ふは。金にて華形なとを作る如く。螺貝にて華形などを作りて貼る故。螺鈿と云。螺を鈿にすると云事也。金鈿と螺鈿と交て飾りたるは。金螺鈿とも云ふへき歟。器物の飾りに貼るのみならず。笄などの頭に。金にて華形などを作りたるも。鈿と云ふ也。鈿の字。玉篇に徒練切。金花也云々。貞丈云。唐土青貝は色美ならず。疊りて見え。其製漆地より青貝高く出たる多し。琉球の青貝は色美にして。光彩强し。其製漆地と共に平也。貝を用ふるに。紅紫綠紺の色をわけてつかふ也。其細工唐人の及ばざる所也。又日本の青貝は。蚫貝を用ふるゆゑ。うれ／＼としたる理見える也。琉球の青貝はうれ／＼見えず。琉球の青貝は。やこ貝と云ふ物を用ふ。屋久島より出る貝也。丸く細長し。青貝の色に光る所あり。白き所あり。白き所は巾着などの緒しめの玉に作る。潔白なる物也と。薩摩人の談也。其人の所にかのやこ貝を手水鉢にして置たりと云。大なる物也。」また同雜記云。螺鈿の事。螺は青貝。鈿は切金也。又青貝ばかりをも螺鈿と云なり。又古書に。貝を摺るとあるも。螺鈿の事也。金貝と云も。螺鈿の俗稱也。金貝鞍（太平記。建武式目追加。室町記等に見たり）。金貝とて別にはあらさるへし。切金と青貝にて飾りたるなるへし。山岡浚明か名物考に云。螺鈿今俗に云青貝の事にて。古き物には貝すつたる鞍などいへり。鈿は飾也と云へり。されと螺鈿の本儀は青貝と切金也。壺井義知云。螺鈿本儀は金と貝にてあるべけれとも皆貝許を用て。螺鈿と云例也云々。」工藝志料云。螺鈿は鸚鵡貝。青螺。及金銀を以て華章等を作り。以て器物に嵌入するをいふなり。或は。これを金貝と云。金と螺とを雜へ用ふるを以ての故なり。而して其始詳ならす。天平勝寶八歲。孝謙天皇彈碁盤（碁を彈く盤也）。和琴（六弦の樂器也）。箜篌（二十三弦の樂器なり）。琵琶（四弦の樂器なり）等の數品を奈良の東大寺に寄附す。並皆螺鈿。玉。玳瑁。水晶を以て嵌裝せり。又背面に螺鈿を嵌する所の圓鏡を寄附す。並に皆其寶庫中に納む。其製たるや高妙雅致也。當時其技既に精巧を極。名工も亦少なからざりし事以て見るべし。村上天皇の御宇列見及定考（列見及定考は諸官人の藝能を擇びて加階せしむる公事なり）の式を行ふ。公卿以下勅授帶劍（文官は帶劍せざるなり。勅して帶劍を許すを。勅授帶劍と云）の人。蒔繪平塵の劍を帶して參朝するものあり。一日。右大臣藤原師輔之を見て曰く。列見定考は朝廷の重事なり。故事に因るに。公卿以下帶劍すべきものは。必螺鈿の劍を帶すべし。然るに蒔繪平塵の劍を帶するは舊儀に遵はざるにて不可なりと。劍の鞘を飾るに螺鈿を以てするとは。舊儀なる事。以て見る可し。一條天皇の御宇。禁中及び搢紳家の婦人。螺鈿を以て衣服の袖端を裝飾す。又五節の日。舞女の衣服に用ふる所の赤紐を裝飾するに。螺鈿を以てす。本邦に於て衣服に螺鈿を用ふること。此際に始まる。永承六年。關白藤原賴道。山城の宇治に一寺を建つ。號して平等院と云。既にして又其境内に阿彌陀堂を建つ。時人稱して鳳凰堂と云。其格天井を莊嚴するに。螺鈿を嵌入す。當時螺鈿を嵌裝する事。盛に世に行はる。故に殿堂の壯大なるも。これを以て裝飾するに至れり。其堂今尚存す。堀河天皇の御宇。陸奥國の押領使藤原清衡。其の平泉に寺を建つ。號して中尊寺と云。堂内を莊嚴するに金梨子地螺鈿を以てす。今尚存す。土人稱して光堂といふ。保延三年。崇德天皇仁和寺に行幸す。時に用ふる所の膳臺。大盤。中盤は並に皆紫檀を以て造り。蒔畫螺鈿を以て鶴。及松。菊を嵌裝す。近衛天皇の御宇。禁中及諸搢紳家に於て常に螺鈿。及び五彩の硝子等を嵌する所の漆器を用ふる。安元元年。後白河法皇五十算を賀す。時に關白藤原基房。紫檀を用て作る所の鞘に螺鈿を嵌し。其の鞘の上下に水精の伏龍を點せる劍を獻し。世人其の美麗なるを稱す。壽永三年。後鳥羽天皇大嘗會を行ふ。時に朝廷諸名匠を召集し。其の用ふる所の諸器を造らしむ。螺鈿工は則右兵衞府生源重直。散位中原貞清。藤井守貞。中原貞仲。紀末次なり。並に皆當時の妙手と稱す。後鳥羽天皇の御宇。此

の際諸器物に螺鈿を嵌すること。仍昔日の製に異ならず。而して其の美麗なることも。亦舊製の面目を改めず（後鳥羽天皇の御宇の際。造る所の硯筥。今仍相模國鎌倉の鶴岡神社に在り。其の製は則金粉地なり。而して螺鈿を以て菊花及小禽の圖を作れり。以て當時螺鈿を施すの精巧なるを見る可し）。是より後。年序を經て。螺鈿を施すの巧。漸粗糙に流る。嘉禎元年。朝廷に於て佛名（佛名は毎歳十二月に。清涼殿に於て佛名經を誦して懺悔するなり）を修す。時に前關白藤原道家。沉を以て作る所の鞘に。螺鈿を以て花橘を嵌装する劔を帶す。正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。螺鈿の貝摺工は則安弘景長なり。並に皆當時の妙手と稱す。天授五年。征夷大將軍足利義滿准后と爲る。義滿拜賀の儀あり。時に沉を以て作る所の鞘に。螺鈿を嵌せし劔を帶す。永享二年。足利義教征夷大將軍に拜す。義教時に沉を以て作る所の鞘に。螺鈿を嵌せし劔を帶す。慶長年間。此の際男子腰間に印籠（印籠は藥を納めて腰間に帶ふるものなり）を佩ぶることを好む。其製たるや漆塗りにして。螺鈿を嵌し。又は蒔繪を作る。京師。江戸。大坂。長崎等の工人。並に能くこれを製出す。元和年間。長崎に生島藤七某といふ者あり。螺鈿を嵌装するの巧手にして。名聲甚高し。弟子野澤久右衛門某も。亦此の技に巧なり。又同所に長兵衛某といふ者あり。亦螺鈿の工人なり。殊に靑貝（鮑貝をいふ）を以て漆器に嵌装することを能くす。是より先き本邦の螺鈿は。皆鸚鵡螺。及び薩摩の夜久島に產する所の。靑螺を以て嵌入せしを。是に至り長兵衛巧を支那人に受けて。靑貝を用ふ。因て靑貝長兵衛と云ふ。是より後世人此の器物を稱して靑貝細工。或は靑貝摺といふ。本邦に於て靑貝を嵌装すること此に始まる。元祿年間。京師に靑貝細工（是より後螺鈿の工人靑貝の工人を概して靑貝細工と稱す）の工人伊兵衛某。四郎兵衛某。彌兵衛某。半三郎某といふものあり。皆其の技を能くす。爾來京師。江戸。大坂。長崎等の工人。業を傳へて今に至る。」以上擧くる所にて。螺鈿製方に於ける古今の沿革等を知るに足るへし。近來諸外國と貿易の開けしより。外人も亦た此の種の塗物を愛玩して。之を購求する者多しと云ふ。而して之を製造する者少し。

ラフ　蠟には。生蠟。白蠟。蜜蠟。牛蠟。鯨蠟。石蠟等あり。生蠟は櫨實より製し。白蠟は更に之を晒製したるものなり。蜜蠟は蜂蜜より採り。牛蠟は牛脂。鯨蠟は鯨魚より。石蠟は石油等より製す。此中牛蠟。石蠟の如きは近時の製に係れり。生蠟。白蠟。牛蠟。石蠟等は蠟燭を製するに用ひ。白蠟。蜜蠟等は藥用或は光澤を施すに用ひ。又は鑄型の製作用に施す等其用方頗る多し。我邦製蠟の術は上古には有らずして。中世漢土の製に倣ひ起れるものゝ如し。

ラフソク　蠟燭は。蠟と同じく。中世漢土の製に倣ひて製出せられたる者なり。貞丈雜記に。蠟燭の事。源順の和名抄燈火部曰。蠟燭。唐式云。少府監毎年供二蠟燭七十挺一。と見えたり（順は延喜。天暦の比の人也）。職員令主殿寮の令に云。頭一人掌下供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐灑二掃殿庭一。及燈燭松柴炭上。義解云。謂二油火一爲レ燈。蠟火爲レ燭也。と見えたり。令は大寶年中の令を。養老年中に改られたる令也。蠟火爲レ燭とあるはらふそく也。其比既に蠟燭あり。令は和名抄よりも以前の書也。らふそく上古より有之也。太平記。下學集。庭訓往來。親元記。康富記等にも。蠟燭の事見えたり。され共略物なる故。殿上には必油火を用らるゝ也」といへり。鈴錄に云。「戰國の時分は。蠟燭殊の外不自由にて。蠟燭を遂に見ぬ人も多かりしなり。故に軍中皆〻明松篝なり。」嬉遊笑覽云。蠟燭。鄭玄儀禮注云。古燭未レ知レ用レ蠟。直以二薪蒸一。即是燒レ柴取レ明耳。亦或剝二樺皮一爇レ之。亦已精矣。然曲禮曰。燭不見跋云々。或是有二蠟燭一後。從二其所一レ見而言レ之耶（跋とは禮記。上客起燭不レ見レ跋。註。跋燭本聚殘本。客見レ之知二夜深淺一。而慮二主人倦一也）。〻にはもと舶來したるを用ひしなるべし。義堂日工集（一）。蠟燭十條など出たるも。異國より渡りしならむ。太平記大森彥七の條。化物をば。取て押へたるぞ。火を持てよれと申ければ。警固の者共兎角して起上り。蠟燭を炷て見るにと見ゆ。專用ひたるは持ありく提灯出來しよりと思はる。羽州の松脂らうそくなど古製なるべし。甲陽軍鑑（十二）。信長へ進物の內。越後有明の蠟燭三千丁とあり。大なるをいふ歟。會津の產なるべし。古へは蠟燭なく。みな燈油を用ふ。源氏物語。梅がえにおほとなふら短くまいりて。花鳥餘情に。切灯臺にすゆるなり。孟津抄に。本のは一間ほどあるなり。此切燈臺といふは。結び燈臺を低く作りたる故に。切燈臺といふなり。本のは一間ほどあるとは。常の結び燈臺をいふ。其狀大嘗會の圖中に見えたり。丸き木三本を柱とし。上は土器を置ほとに開き。下は鼎の足のごとく開きて立。中を紐して結合す。下に敷物あり。枕双紙まさひろが事をいふ所。除目の中の夜。さし油するに灯臺の打敷を踏てたてるに。新らしきゆたんなれば。つようとらへられにけり云々。又同双紙所々に高つぎに火ともすとあり。是今の菊灯臺の製なるべし。食盤の高杯に似たるなり。續五元集に。上蠟かけは蜀黍の眞といふ句あり。今もろこし殼の心を用るはわろき蠟燭なり（奥州にてせつかんらうそくと云は。蜀黍を心にしたる松脂の蠟燭なり。燃て眞たつ時頭を敲く故の名なり。天祿識餘。管子云。左手執レ燭。右手折レ聖。亦作レ即。燭

頭燼也。とあれば。聖は燭の燃えたる心なり。跋は。ろうそくのもえのこりなるべし。朱かけの蠟燭。宗五一册云。わたましの時は。公私ともに蠟燭は朱をかけず候。今川大草紙にも。移徙の時赤き色を用ひず。ろうそく盃等までも白きを本とする由いへり。」さて會津は。蠟燭の名産なること人の知る所なり。寛延三午年八月十一日幕府の觸書に。近年會津蠟出方少候。遂吟味候處。拔蠟有之由相聞候。右躰之儀は有之間敷事に候。向後會津隣國にて。右拔蠟買請不致樣可被申候。右之通り會津隣國御料は御代官。私領は領主地頭より可被相觸候。此以後拔蠟買請候者後日相知候はゝ。吟味之上急度曲事可申付候(憲法部類)とあり。また延寳八年。仰願寺と號し。小さなる蠟燭を作りはしむ(淺草山谷仰願寺の住持。京ばしなる越前や九右衛門といへるらふそくやをして作らしむ)(武江年表)。この仰願寺蠟といふは。細小なるものにて。佛前に供する料なるべし。今は多く夏時小兒の弄ぶ。煩づき挑灯に燃す料となせり。蓋し德川氏時代には製蠟の術大に進歩し諸國皆な多少の櫨樹を植ざるなく。又製蠟せざるはなし。就中其の產出の多きを會津地方となし。次に羽前を以て數へたり。九州地方特に肥前。筑後等も亦會津等に讓らず。近年に至りては石蠟製のもの製出せられ舶來品に代用せらる。儀式或は祭祀の席等に紅色青色等に彩りたる蠟燭を用ふることは。今日にても尙ほ行はるゝところなり。

羽州松脂蠟燭圖

長曲尺八寸五分余

ラムバコ 覽筥。宮室調度圖解に云。御覽筥の上略なり。文書を盛りて。貴人の覽に供する具なり。源平盛衰記三十三。賴朝征夷將軍宣下。付。康定。關東下向の條に。累葛筥に入れ奉る所の。宣旨袋を請け取り奉らむと。左右の手をさゝぐ。(中略)覽筥の蓋に。砂金十兩入れて遣す」とあるにて。藤葛にて編みたる筥にて。蓋もありし事知られたり。なほ紫あるは白の紐を付くといふ。

リ之部

リウエイ 柳營は。將軍の陣營を云。漢の將軍周亞夫細柳に陣營を構へ居たるに。時の天子文帝出てゝ。軍の安否を問ふ。他の陣營は悉な門を開きて帝を迎へたるも。周亞夫の所のみは堅く鎖ぢて開かず。將軍に問ひたる後にあらざれば開くを能はずとて之を周に問ひ。後始て開く。文帝其用意の厳なるに感じ。周こそ誠の將軍なりとて大に之を賞讃せり。此故事よりして將軍の陣する所を斯くは稱するなり。蓋し柳は細柳の柳を取りたるなり。別圖と參看すべし

リウカウビヤウ 流行病。(デムセムビヤウ。シュトウ。コレラ。コクシビヤウ等を見よ)

リウキウ 琉球は。沖繩縣の古名にして。薩摩國の南百四十里の海中より起りて群布せる。大小島嶼四十餘を合稱せし者なり。其西南の極端は。臺灣島を距ること。二十六七里に過ぎす。其東南は太平洋に面し。西北を支那海とす。地勢自ら分れて三となり。北部は總へて大島と稱し。南部は概して先島といふ。其中間に位するを沖繩といふ。古昔より此諸島合して一王國をなし。以て本邦に服屬せしか。遂に我か版圖に歸せり。其建國の始末。其人民の風俗。及び其他の氣候。物產の如きは。諸書に詳かなれは。左に之を摘載せり。【地理】上古我朝南海の多禰(又多褹。今の種子)。掖玖(又耶久。今の屋久)。菴美(大島)。度感(今の德島か或云寶島)。信覺(今の石垣)。球美(姑米)。永頁部。貴海(又貴賀。今喜界島)諸島を南島と云(孝德。齊明。天武の時に吐火羅國人漂着すとあり。日本史以て天竺地方の國とす。疑らくは寶島なるへし)。即ち琉球皆此内にあり。中古。白石。阿瓶。黑島。硫黃等合して十二島總稱鬼界島と云。中古史に鬼界島と云ひ。或は爲朝鬼島を征し。又賴朝の貴賀井島を伐つ。皆南島の泛稱也。俊寬の鬼界島に流されしは。薩海近所の硫黃島なり(今の喜界。舊名鬼界と云。後諸島の泛稱を一島に存せしのみ)。沖繩は孝謙の頃。吉備大臣阿古奈波島に漂流すとあり。之を始とす。又空海の性靈集に留求とあるは。琉球の字の始なるべし。隋書には留求とす。是其始なり。琉球の俗傳に。鴻荒之世有二男女二神一。曰二阿摩美姑一。始降二大島最北山一。覓二國土一而到二此國一。時此島小而漂二波浪一。乃植二草木一。成二山國形体一。遂分二種米穀一(其地今の山南地方)。傳二稼穡一。二神結婚。生二三男二女一。長男爲二開國始王一。稱二天孫氏一。二男爲二按司之始一。三男爲二民庶

氏柳營之圖

元年三月製圖

御門

御樂屋

御二ノ間

御三ノ間

御下段

御中段

御入側

重門

大番所

徳川氏柳營之圖

文久元年三月製圖

徳川幕府二丸之圖

千代田城大奥之圖

南

北

之始。長女曰㆓君々㆒爲㆓天神㆒。次女曰㆓祝々㆒爲㆓海神㆒。爾後天孫氏王㆑國。至㆑今。國人稱㆓上世㆒曰㆓阿摩美姑之代㆒。」推古二十四年掖玖人始來朝。天武六年多禰人來朝。十一年阿摩美來朝之始也。文武三年度感人來朝。元明。和銅六年信覺。球美等始來。於㆑此南島盡內附云ふ。續日本史云。琉球或稱㆓流求㆒。稱㆓瑠球㆒。稱㆓留仇㆒。稱㆓瑠玖㆒。稱㆓流虬㆒。以㆓音相通㆒也。又稱㆓流鬼㆒。稱㆓龍虬㆒。以㆓音相近㆒也。又稱㆓惡鬼納島㆒。稱㆓屋其惹島㆒。稱㆓鬼島㆒。稱㆓葦島㆒。以㆔其在㆓南海㆒。又稱㆓南島㆒。稱㆓南和㆒。或曰。掖玖。亦琉球也。多禰。亦琉球也。掖玖。或爲㆓夜句㆒。爲㆓益求㆒。爲㆓益救㆒。爲㆓邪久㆒。爲㆓屋久㆒。多禰。或爲㆓多褹㆒。爲㆓多泥㆒。爲㆑種。以㆓邦音相通㆒也。

【琉球と龍宮との關係】或る說に。古琉球を呼て於幾乃志廝ともいへり。平判官康賴入道鬼界島に謫されて詠る歌に。「薩摩方沖の小島にわれありと。親には告よ八重の潮風」。源平盛衰記卷の七に載たり。記者の云。薩摩方とは總名也。鬼界は十二の島なれや。七島と名付たり。五島は日本に從へり云々。予(記者)が推量の說をもていはゝ。おきは大洋の沖にはあらで琉球をいふ歟。小島は其屬島たる鬼界也。傳信錄琉球三十六島の圖說を閱するに。奇界亦名鬼界。去中山九百里(六町定一里)。爲琉球東北最遠之界。人以手食。多黑色云々と見えたり。かゝれば鬼界を琉球の屬島と詠たるやとおぼし。又神代紀に。海鄕とあるは琉球の事なるべきよし。琉球談に注せられたり(下に辨ず)。世俗龍宮とは海神の都する處にて。洋中波底別に金殿玉樓ありと思へるは誤也。その事既に謝在杭が五雜俎に論破し。又蟠龍子が俗說辨に難じたり。愚按ずるに。龍宮は琉球也。本朝怪談故事に云。琉球國の王宮に榜するに龍宮城と書。袋中の曰是を見るときは琉珠とは龍宮の義なり。音通ずるゆゑ歟。この國東南に在て。水府の內の極深の底なれば。龍宮となすも故ある哉。天龍地龍の社あり。是を天妃といふ。今異國人の菩薩と稱ふるは是也といへり。今試にこれを据するときは。神代記に所謂海宮は琉球の事也といはんも亦誣たりとせず。彥火火出見尊海神の女豐玉姬を娶て。海宮に留り住給ふと三年。そのゝち豐玉姬女弟玉依姬を將。風波を冒して海邊に來。到方產に化して龍となる條下を考合するに。傳信錄に中山世鑑を引て。琉球開闢の祖を阿摩美久といふ。三男二女を生。長女を君々といふ。一人は天神となり。一人は海神となるを脗合するときは。神代紀にいふ海神は。阿摩美久。豐玉姬は龍と化し。海途を閉て去り。玉依姬は留りて兒鸕鷀草葺不合尊を養育まゐらせし事。一人は天神(玉依姬歟)となり。一人は海神(豐玉姬歟)となるとある。中山世鑑の趣によくあへり。亦同書に云。琉球始名流虬。隋使羽騎尉朱寬至國于萬濤間見。地形如虬龍浮水中。故名。徐葆光云。隋書始見則書流求。宋史因之。元史曰瑠求。明洪武中改琉球といへり。かゝればわが邦にて琉球を宇留廝乃久爾。又於幾迺志廝と呼び。彼處の土人みづからもその國を稱して屋其惹といひ。又流虬ともいふ。唐山にて隋の時はじめて流求と號たるに。元の時には瑠求と書。明の洪武年中より亦琉球と更めたるを受て。今はなへて琉球と呼也。その國の形虬龍の水中に浮むがごとくなるをもて。流虬と名づけたれば。中葉その王宮を龍宮とも稱たるなるべし。虬龍は和訓「みづち」角なき龍なり。又和名鈔に水神を美豆知と訓ず。又水神の女を象罔女といふ。神代紀に見えたり。これらの緣故をもて推ときは大古にいへる海宮。今俗の稱へる龍宮城。みな琉球の事としるべし。抑彼國は北極地を出ること二十六度二分三厘。暖氣他國に勝れて。正月桃の花開。枇杷熟。十二月に氷なく。蚊聲を收すと。傳信錄月令の條下に見えたり。

【歷史】和漢三才圖繪に云。三才圖會云。有㆓大琉球。小琉球㆒。各出㆓名玉異寶㆒。其國在㆓福建泉州東㆒。其國本無㆓文字㆒。不㆑知㆓晦朔㆒。視㆓月盈虧㆒以知㆑時。視㆓草榮枯㆒以知㆑歲。其人深目長鼻。頗類㆓婦人㆒。男子去㆓髭鬚㆒。黥㆓手手㆒。以㆓羽毛㆒爲㆑冠。粧以㆓珠玉㆒。女人以㆑墨黥㆑首。爲㆓龍蛇紋㆒。皆紵㆑繩纏㆑髮。以㆓白羅紋㆒爲㆑帽。維㆑毛爲㆑衣。漢魏以來。不㆑通㆓朝貢㆒(文献通考云。相傳。自㆓天孫氏㆒始建㆑國。傳㆓二十五代㆒。逆臣利勇弑而自立。浦添按司舜天者。日本人皇後裔。討㆓殺利勇㆒。衆推爲㆑王。遂代㆓天孫氏㆒。時宋淳熙十三年也。又云。舜天依㆓日本書㆒。制㆓字母四十七㆒。名㆓依魯花㆒。琉球有㆑字自㆑此始。今得㆓中國書㆒。多用㆓鉤挑旁記㆒。逐㆑句倒讀。實字上居。虛字倒下讀逆。文移中參㆓用中國一二字㆒。上下皆國字。猶存㆓舜天遺制㆒云々)。」至㆓大明洪武壬申㆒。始王子及陪臣子來。學㆓中國學㆒。分㆓其國㆒爲㆑三。中山王。山南王。山北王。而惟中山王朝貢不㆑絕(中山世譜云。舜天王姓源。神號尊敦。宋乾道二年降誕。父鎭西八郎爲朝公。母大里按司妹。舜天王之父爲朝公。生得身長七尺。眼如㆓秋星㆒。武勇出㆑衆。最善㆓于射㆒。乃日本人皇五十六世。清和天皇後胤。六條判官爲義公第八之子也。宋紹興二十六年(和朝保元元年)。日本神武天皇七十四世。鳥羽院與㆓太子崇德院㆒。失㆑和搆㆑怨。各招㆑兵戰。時爲朝公住㆓于鎭西㆒。投㆓崇德院㆒。以助㆓其戰㆒。大敗被㆑擒。公見㆑流㆓于伊豆大島㆒。宋乾道元年。公駕㆑舟以遊。暴風遽起。舟人驚恐。公仰㆑天曰。運命在㆑天。余何憂焉。不㆓數日㆒飄㆓至一處海岸㆒。因名㆓其地㆒曰㆓運天㆒。即今山北運天江。乃公之所㆓飄至㆒也。公上㆑岸徧行㆓國中㆒而遊。國人見㆓其武勇㆒。尊㆑之慕㆑之。公通㆓于大里按司妹㆒。而生㆓一男㆒。

居處日久。故鄕之念。自難レ禁。要下携二妻子一還上。乃至二牧港一。開レ舟走得數里。颶風驟起。漂回二牧港一。閱二數月一擇レ吉開レ洋。未二數里一颶風如レ前。舟人皆曰。予聞男女同レ舟。爲二龍神所一レ祟。請留二夫人一以全二性命一。公不レ得レ已。乃謂二夫人一曰。吾與レ汝情綿二鴛鴦一。堅矢二金石一。奈二天違人意一。不レ能二俱還一。乞汝用レ心養二育吾兒一。長成後。必可レ有二大爲一。言畢各涙如レ雨。遂與二妻子一相別。開レ舟而還。夫人携レ兒。前至二浦添一居焉。而兒名二尊敦一)。舜天子舜馬順熈。舜馬順熈子義本。相嗣立。義本時。不穀荐饑。疾疫大行。國中大亂。天孫氏復興。號二英祖一。此際家古始大。使人脅二天孫氏一曰。來則安堵如レ故。不則必致二征討一。英祖不レ往。英祖子大成。大成子英慈。英慈子玉城。相嗣立。玉城之世。國亂爲レ三。曰。中山。曰。山南。曰。山北。王城居二中山一。至二子西威一勢微矣。察度者起。不レ詳二其姓氏一。或傳舜天之後也。察度子武寧。武寧子思紹。相嗣立。以レ尙爲レ姓。思紹子巴志。併二山南。山北一。巴志子忠。忠子思達。相嗣立。忠弟金福。爲二思達之後一。文安五年入貢。寶德三年又入貢。其後朝貢不レ絕。而請二互市一許レ之。則置二回易場於兵庫一。金福死。弟布里與二金福子志魯一爭レ立。國亂。金福次弟泰久。定二其亂一而立。泰久子德。德死無レ子。支族圓立。圓子宣威。宣威子眞。眞子淸。淸子元。元子永。永子寧。相嗣立。此時豐臣秀吉覇二于中原一。琉球朝貢寢疏。然以二遐疆多一レ故而未二敢責一矣。」一日秀吉封二龜井玆經一以二因幡一。玆經辭曰。玆經固無レ望二皇國一。而賴二君之恩惠一得二茅土一。願得二琉球一。秀吉許レ之。玆經即具二兵仗一。涉レ海矣。風濤猝酷。舟楫摧損。以溺死。」天正十五年。秀吉征二薩摩一。琉球與二薩摩一。世有二隣好一。寧懼。重レ聘入貢。時明國未レ來。琉球有レ親二于明一。十八年。秀吉命レ寧召二明之入貢一。弗レ納。十九年。秀吉征レ明。寧畏レ罪不レ朝(續日本史)。」(一名東番)東去三百里。爲二葉壁山一。又東即二日本一。恒與貿易假貸。近國那覇首里。竝有二馬市一販鬻。率女僧市。用二日本錢一。十當レ一。如二宋季鵝眼綖環一。其俗不レ貴二紈綺一。貴二磁器鐵釜一。賜予及市馬多用レ之。鹽舶魚艇。制稍異酷。信レ鬼不レ知二醫藥一。以下婦人不二二夫一者上爲レ尸。其魁號二女君一。近二王宮一有レ寺。藏二經千卷一。宅籍無二五經一有二四書一。以二杜律虞註一爲レ經。土田砂礫。樹藝鹵莽。野多二鹿及馬牛羊豕一。山多レ蛇。無レ虎。樹之佳者鳳尾蕉。貢有二蘇木。胡椒。黃熟。降檀諸香一。竝非レ所レ產。產饒二硫黃海貝一。讌會令下童歌二夷曲一舞上。以レ有二鶴酒一。以レ水漬レ米。越宿。婦人嚼以取レ汁。曰二米奇一。間來レ自二暹羅一。淸冽易レ令二人醉一。學二書及武一。以レ倭爲レ師。甲用二皮革一。矢可レ至二二百步一。節以二金鼓一。衆驍耐二饑寒勞苦一。好レ爭狠鬪。度レ不レ免。即引レ刀自斃二於海上一。故稱二勍國一。然不レ當二倭十一一。相傳鎭西八郞源爲朝。勇力無雙士也(二條院永萬元年)。流二于豆州一。從二大島一渡二琉球一。驅二魑魅一安二百姓一。於レ是島民皆爲二日本風俗一。爲朝逝後立レ祠。神號曰二舜天大神宮一。後花園院(寶德三年)。琉球人來朝。獻二錢一千貫及方物一。正親町帝元龜十一年。亦來貢焉。近年爲二薩摩附庸之國(三才圖會)。慶長十四年(大明萬曆三十七年)。島津家立二言于關東一。遣二數千兵一以討レ之。那覇都陷。捕二尙寧王一以歸。尙寧王在二薩摩一三年。而赦還二本國一。自レ是愈每年貢レ物不レ怠。而將軍嗣立時。王子來獻二方物一。琉球尙寧王還レ國。遣二大明國書一(後水尾帝慶長十七年。大明萬曆四十年)。上二書大明國福建軍門老大人閣下一。恭審小邦去二日本薩摩州一者。僅三百餘里。以レ故三百年來。以レ時獻二不腆方物一。修二北隣好一。頃有二不肖啇夫一。緩二其貢期一。是故薩摩州。進二兵於小邦一。小邦荒墟者。誠天之所レ命。而我亦以無二苞桑之戒一也。不幸而爲二其俘囚一。在二薩摩州一者三年矣。州君島津家久。外好二武勇一。內懷二慈惻一。待レ我以下待二貴客一之禮上。禮遇之厚者。三年一心。加レ之送二還我於小邦一。於レ是吾民之歌二於市一。抃二於野一者。玆非レ幸歟。州君寄二言於我一。其言曰。夫邦國之在二四方一也。有二金玉一者。或不レ足二乎錦繡一。有二粟米一者。或不レ足二乎器皿一。若有レ餘而不レ散。不レ足而無レ聚。民用不レ足。而其貨亦腐。惟坐而待レ腐。不レ如下通二其有無一。各得中其所上矣。日本非レ無二金玉器皿一。其土宜二質素一。而不レ及二於中華之文質彬々一。是故使三我參二謀於兩國一。一以使三日本商船許以容二之大明邊地一。二以使下大明商船來二我小邦一。交相貿易上。三以使三一遣使年々通二其貨之有無一者。匪三翅富二兩國人民一。大明亦無下爲二倭寇一嚴中備兵衞上矣。三者若無レ許レ之。令三日本西海道九國數萬之軍進二寇於大明一。大明數十州之隣二於日本一者。必有二近憂一矣。是皆日本大樹將軍之意。而州君所下以欲上レ通二兩國之志一者也。伏冀軍門老大人。於二斯三者一許二一於レ此一。我小邦大沐二大明之德化一。且遂二日本之風志一。是亦天朝恤レ遠字レ小之仁心也。若然則永守二藩職一。無レ生二貳心一。遐方綛レ他之念。沒レ世不レ忘也。伏レ楮伸二鄙忱一。仰祈二尊炤一。不宣。」(萬曆四十四年)。遣レ使報レ倭連二戰艦五百餘一。脅二取雞籠山島野夷。雞籠淡水洋一。

【琉球國九品位】一話一言に云く。王子正一品。」按子從一品。」天曹司。地曹司。人曹司。以上を親方と稱す。正二品。」親方從二品。」親雲上(武官也)。士の位。自三品至七品。里之子。從者の位。八品。筑登之。下士の位。九品。士の位自五品至七品。外に仁屋。山原」とあり。天孫氏の次男は按子の祖たり。三男は民庶の祖たりと云へり。この品位の別を明にせんには冠簪袍帶を以てす。野史外國傳中に云く。國王側翅烏紗晃。龍頭金簪。蟒緞花。以二犀角白玉一。爲二綿帶飾一。王妃鳳頭金簪。花緞衣也。官人有二五等一。太夫士婦從二其夫品位一。挿二長簪一。以二金銀一分二三等一。庶人婦以二玳瑁一。正一品赤紫青地五色金花緞帕。金簪。紅袍。龍花錦帶。從一品紫青地五色花緞帕金簪。綠色袍

錦花帶。正二品紫綾帕金簪。深青袍。至二從九品一。色同。蟠龍帶。從二品金花銀柱簪。正從三品黃綾帕。銀簪。蟠龍黃帶。正從四品與二三品一同。正從五品雜色花帶。正從六七品黃絹帕。雜色花帶。正從八九品大紅縐紗帕。雜色花帶。餘同。三品里保紅布帕。眞鍮簪。藍袍。農民青布帕。銅簪。藍衣。凡帕九等。簪五等。袍四等。帶五等也云々。

【本邦と琉球との交通】いと古きことにて。之を摘載すれば。左の如し。天武天皇白鳳十一年七月(唐高宗弘道元年西六百八十三年)。多禰人。掖玖人。阿麻彌人。賜祿各有レ差(日本紀)。」文武天皇三年(唐中宗嗣聖十六年西六百九十九年)。多禰。夜久。奄美。度感等人。從二朝宰一來貢二方物一。授レ位賜レ祿。各有レ差。」元明天皇和銅七年(唐玄宗開元二年西七百十四年)。少初位下大朝臣遠治等。率二南島奄美。信覺。球美等島人五十二人一。至レ自二南島一。靈龜元年。天皇御二大極殿一受レ朝。陸奧出羽蝦夷幷南島奄美。夜久。度感。信覺。球美等來朝。各貢二方物一。」孝謙天皇天平勝寶六年(唐玄宗天寶十三載西七百五十四年)二月丙戌勅二太宰府一。去天平七年。故大貳從四位上小野朝臣老。遣二高橋連牛養於南島一。樹レ碑。而其碑經レ年。今既朽壞。宜レ依レ舊修樹。每レ碑顯著二島名。幷泊レ船處。有レ水處。及去二就國一行程上。遙見二島名一。令下漂著之知上レ所二歸向一(續日本紀)。」以上擧けたる奄美。度感。信覺と云ふは。皆琉球諸島の名なるへし。爾後此諸島の人來朝せしことなきにあらさるも。漸々疎濶となり。王政の衰ふるに及んで。其來朝全く中絶せしか。足利氏の兵權を執るに及んで。琉球王時を以て使を遣はし。方物を貢し。薩摩の島津氏世々接伴を掌れりと云ふ。其後天下大亂に及ても。仍ほ朝貢を絶つことなく。文安五年。寶德三年。天正十一年に。其使臣の來聘あり。德川氏の世に至り(慶長十五年。島津氏の征討ありしより。島津氏の隷屬となり。以て德川氏に使聘を通せり。當時征討の事。一話一言に島津貫久記を引て記して云く。夫琉球國者自往古嘉吉年中。屬我國矣。雖然背舊規不進貢。自薩摩再三遣使以誘之。不肯聽。故告相國家康公。請伐之。蕞瑣々小島不足屑也。而戎狄足。躋荊徐是懲。詩經之所戒。故慶長十四巳酉春。以樺山權左衛門尉久高爲大將。平田太郎左衛門尉爲副將。專兵器者。平田民部左衛門尉。長谷場十郎兵衛尉。兒玉四郎兵衛尉。或山鹿越右衛門尉。爲船大將。其外佐多越後守。川上掃部助。本田彌六。市來八左衛門尉。本田伊賀守。穎娃主水。白坂式部少輔。伊集院伴右衛門尉。有馬次右衛門尉。毛利内膳正。柏原周防守。村尾源左衛門入道笑栖。市來備後守。東鄉阿波入道休半。伊地知四郎兵衛尉等爲卒將。都合其勢三千餘人。整兵船一百餘艘。而二月二十一日發船。已着大島振威。又趣德島々郎出應而防戰者殆千有餘人。其中斬首者三百餘人也。故殘黨不日屬于旗下而悉焉。同年四月初一日。欲到那覇之津。彼徒卒爲隱謀。設鐵鎖於津口以備焉。故從異津上陸。交鋒相戰三日。殺騎將步卒數百人。遂入都門。圍其城而欲攻之。時國王三司官及諸士卒共請和。於是不血刃。而已唱凱歌矣。輙以捷書告于薩摩。則遣使家康公言上。公感其戰功。及以黑印賜彼島於太守陸奧守家久。」また同書に。到于琉球。差越兵船。彼黨數多討捕之。殊更國王及降參。三司官以下近日着岸趣。誠以希有之次第候。委細本多佐渡守可申也。七月七日。秀忠御判。島津修理入道殿。」又。到琉球差越人數不經日。數黨討捕之。其上國王降參。近日到其國。可爲着岸之旨。最無雙之仕合候。猶本多佐渡守可申候也。七月五日。秀忠御判。羽柴兵庫入道とのへ。」到球指遣兵船不移時日。及一戰。彼黨數多討捕之。剩國王降參之幷三司官以下到于其地。不日可爲渡海之注進。誠以無比類働共候。猶本多佐渡守可申候謹言。七月五日。秀忠御判。薩摩少將殿へ。」琉球之儀。早速屬平均之由注進候。手柄之段被思召。即彼國進候條。彌仕置等可被申付候也。七月五日。家康御黑印。薩摩少將どのへ。」とあり。又[illegible]尻に。日本の慶長十四年(巳酉明萬曆三十七年)。島津家の大神君の命を奉し。中山都を討て速に其王尚寧を虜にし。是を以て關東に到る。台命にて中山王に返し封し。薩州の附庸となし給ふ(是より每歲秋米十二万石を以て薩摩侯に献す)。此後彼島酋の爵位我國の封命を奉す。此度與那城王子は吾大樹御代始の御賀を献して。金武王子は自嗣封を謝し奉る禮使となられ。兩使來聘の事九月十四日柳營に達せしに。諸大老議して云。庚寅の兩使薩侯家。其費用を辨す。此度又兩王子東來打續其費すくなしとせす。只大樹を賀する丈は。暫らく延引可有哉と。然れ共島津家云中山王尚益壬辰の冬薨せらる。されば先年中山王薨し。世子爽過て清朝より册封使を受。吾邦に於ては。三年の喪を待す。彼國王嗣位の忝きを謝し奉る例。島津家に定め置所也。明年は清册使彼國にいたるへしと。よつて此般兩使關東に赴(琉球王府使(九月九日)薩州麑島を出。十月大坂に着船す。十一月六日大坂を發す。七日(休大津。宿草津)云々。二十六日江府」とあり。

【中山王の石高】一話一言に云。薩摩分限帳の奥に九万八百石。中山王とあり」と又租稅志に云。寬文四年の知行調には薩摩侯所領の内琉球國諸島高十二万三千七百石とあり。其の後承應二年。寬文十一年。天和二年。寶永七年にも。江戸に來聘せり。而して寬政年間には。再ひ朝聘せり。爾後朝貢世々絶ゆることなく。嘉永三年にも亦た來聘せり。」其貢使拜謁の有樣は時に隨て相異ありしかは知らざれど。昆

陽漫錄に。親基日記に云く。六月二十八日琉球人參レ洛（當御代六箇度目）。號ニ長史ニ於ニ御寢殿庭前ニ三人懸ニ御目ニ（三拜申す）。庭鋪レ席と。これにて其比の琉球の貢使の拜謁の式みるべしと」あり。慶應三年。德川氏政權を朝廷に奉還するに及て。皇政維新となり。明治五年九月十四日。琉球國の使臣尙健。副使宜野灣親方朝保等入朝し。國王尙泰の賀表（登極及皇政維新の賀表）を上り。方物を獻す。詔して尙泰を封して琉球藩王と爲し。華族に列す。尋て邸第を東京飯田町檎坂に賜ふ。十二年四月四日。琉球藩を廢して沖繩縣を置き。從五位鍋島直彬を以て令と爲す。六月十七日舊琉球藩王尙泰東京に至る。是日參朝す。勅して尙泰を從三位に叙し。尙典を從五位に叙し。命して東京に住せしむ。三十四年八月十九日薨ず。

【沖繩縣に於ける地方制度其他の法律】沖繩縣は其の風俗慣習を異にし。內地と其の趣を異にせるを以て。內地同樣の法律制度を施し難き事情あり。明治四年廢藩置縣の時。鹿兒島縣に屬すと雖も。藩王は猶藩政を司りたるが。五年九月內務省に隷す。明治八年一月より六月までの歲計豫算に。琉球藩貢納金五万九千四百五十圓とあり。此の貢租を納めて。內治は獨立したりしなるべし。同年六月の官制に。藩王一等。大參事より權少參事に至る。四等より七等。大屬以下權少屬まで八等より十三等。史生十四等。藩掌十五等。等外一等より四等まであり。參事は詮擬して具禀し。大屬以下は選任して後に申報す。給俸は藩費を以て之を與ふとあり。明治八年七月より九年六月までの豫算に。五万七百四十四圓の貢納金あり。以後每年異動あり。十二年藩を廢するに及んで。貢金を廢し租稅を徵す。その士族には金祿公債證書を與ふ。此の類三百七十八人。其金額十六万千六百圓なり。而して酒稅。醬油稅等は之を施行せず。別に酒類出港稅則の定あり。縣內の消費には課稅せざるも。之を縣外に輸送するに及んで課稅す。此の國は古來間切と稱する行政區劃あり。恰も郡と云ふか如し。唯その小なるのみ。明治二十九年四月一日より間切を廢し。島尻。中頭。國頭の三郡と宮古。八重山の二島を置く。官より郡長島長を任ず。而して未だ郡制を實施せず。同時沖繩縣區制を公布し。同縣下の區（那覇區。首里區）に施行し。區會を開く。三十年三月沖繩縣間切島吏規程を公布し。三十一年十二月。間切島規程を定め。間切島會を組織せしむ。三十二年三月。沖繩縣土地整理法を定め。地租條例及ひ國稅徵收法は勅令を以て。期日を定め。漸次本縣に施行する事とし。地租納期は勅令にて別に定むる事とす。三十一年一月より徵兵令を施行す。而して學校制度は未た內地の如く普及するに至らず。

リウケイ　流刑は。上古より已に行ひたる刑なれども。定めて之を置れたるにはあらず。時に臨みて適宜に之を執行せしに過ぎず。大寶制令の時。始めて五罪の目あり。流罪を以て其第四に置き。而して之を分ちて。近流（贖銅一百斤）。中流（贖銅一百二十斤）。遠流（贖銅一百四十斤）とし。錢を出して贖ふを許せり。大寶の獄令に流人不レ得下棄ニ放妻妾ニ至中配所上とあり。必らず之を伴ひ行く定なり。又近。中。遠の三等ありて。延喜刑部式に。伊豆。安房。常陸。佐渡。隱岐。土佐等を遠流とし。信濃。伊豫等を中流とし。越前。安藝等を近流とせり。又獄令に依るに。反逆以外の流罪に處せられたる者は。六年を經て後は官吏となることを聽すこと。獄令に見えたり。當時流罪に處せらるゝ者に七つの逆事あり。一。盤をかへかまに敷く。二。飯を左さまにすう。三。箸を折る。四。罪狀書く硯水にその影を映して提の口よりつぐ。五。鱅の鮨を杉俎板にて切る。六。獨盃を用ふ。七。車に倒に乘る。是左遷の時の例なりと云へり。此より歷朝の流罪。多少の改定ありたるべしと雖も。概れ此制に依られたるなるへし。建久以後。刑殺の權。總て武臣に歸したるを以て。流罪も亦大寶の制定とは大に異なる所あり。然れども日莚。親鸞など流されたる例を見るに。島地に限らず。越後なども流罪地たりき。德川氏の時に至り。亦大に鎌倉以後の例を改めたるか如し。仕置百箇條を定めらるゝに及て。磔火罪等四罪の下に。流罪を置き。其地は伊豆七島。八丈。佐渡等の島地に限り。犯人の在籍地により。その島を異にす（ケイバツ參看）。之を遠島と稱せり。即ち百箇條中。遠島の條を摘載すること左の如し。人を殺候由申掛候もの。一通之申越に候はゝ重追放。珍事有之は遠島。猶重きは死罪。」三鳥派不受不施御仕置之事。法を勸候者可致改宗由申者共遠島。但勸候もの。俗人に候はゝ其子共可致改宗由於申は所拂。妻は無構。子を請其上勸候者遠島。但致改宗候は重追放。勸め候者の住所。致世話候もの重追放。但改宗致候はゝ田畑取上所拂。法を請候者致改宗。自今宗旨持間敷證文於出は無構。改宗致間敷旨申候はゝ遠島。」十五歲以下御仕置之事。子心にて無辨。人を殺候はゝ十五歲迄親類へ預置遠島。同火を附候もの遠島。」遠島再犯御仕置之事。遠島被申付。島にて死罪以上の致惡事候はゝ。於其島死罪。但島の內にてねだりあばれ候もの島替。」又德川氏の時。流罪處分に係はる令達を舉ること。左の如し。」享保十六亥年。遠島もの減方之儀に付御書付。大勢遠島之もの有之候而は如何に候間。向後死罪か遠島かと存候程之ものは。吟味の上重き追放に可申付候。右之類追放に成候とて猥に追放申付候事に而は無之候。只今迄江戶拂所拂等に申付候もの

は。只今迄之通可相心得候。右之通被仰出候間。自今此趣を以御仕置可被伺候以上。三月。」元文五申年。死罪遠島重き追放可申付もの之儀者。前々之通可被相伺候。右之外之御仕置之分は不及伺者に候。然とも死罪遠島重き追放もの一件之內に有之候はゝ。輕き御仕置に而も相伺可申候。但輕き御仕置ものに而も。奉行中に而難決儀者可相伺候。」享保九辰年御書付。亦之に異ならず。又同時に於ける流罪の宣告文三通を。左に揭く。」寬政八年。尾張殿家來伊東金藏悴伊東三之助。辰二十四歲。右之者儀。吉田梅庵家來榎本友次。幷中間友平兩人徃還にて上け候凧落懸り。尾は此者居宅家根より庭へ下り候に付。家根損し候より事起り。弟五之助憤り。表へ出。凧を踏破り候はゝ。相制可申處。無其儀。此ものも俱く破り。一旦宅へ立歸候處。右友次。友平儀。破り候凧を表より塀越に投込候上。聲高に惡口および候に付。右之者共を取鎭。不聞入候はゝ。梅庵方へ相屆候樣。父金藏申付候はゞ。取計方も可有之處。友次取懸候樣子に候迚。刀を拔。友平は棒を以。可打懸躰に付。五之助も罷出。是又刀を拔。兩人にて友平へ切付候處。門內に逃込候を。猶も理不盡に門內迄附入。梅庵方勝手より住居へ亂入致し。奧庭にて友平へ數ヶ所爲手負。既同人疵所之內。左之手中指。無名指は切落。食指は屈伸不叶。片輪にいたし。右躰狼藉之始末。旁尾張殿家來悴之身分にては。別而不屆に付。遠島。」文化五辰年。奧坊主永井久清祖父にて出奔いたし候。來旦辰五十六歲。右之者儀。道具市相催し。口錢を取可申と。本所相生町四丁目五郞右衞門。武州寺島村利兵衞。坂本町壹丁目三右衞門申合。五郞右衞門。利兵衞は會主に成。須崎村料理茶屋にて道具市相催。代金は百日目勘定之積にて。當日取引不致。尤直段下直にては口錢之高も少く候迚。此者は道具目利功者之積に致し。假令は壹兩位之道具を壹兩貳分。又は貳兩位と發言いたし。夫より段々爲糶上。高直段之者へ賣渡。其上三右衞門發意にて。北鞘町德兵衞店三郞次郞を相招。同意之者共申合。此道具買受候はゞ。格別の德用も可有之抔申成。三郞次郞儀。連衆に加り候樣致し。成多分之道具同人へ爲買受。剩右始末露顯可致存候迚。出奔いたし候儀共。旁不屆に付遠島。」文化六巳年。當時無宿にて軍書讀渡世致し候秀弘。此者儀。攝州曾根崎村南豐事永助は。兼て世話に相成候迚。近來蝦夷地へ異國人渡來の異說認候書面を。講釋の手續にも可相成哉と。駿府本通貳丁目忠五郞より借受寫取。右書面へ作意を加。古來之軍書等に附會いたし。重御役人之儀迄。無憚書顯。永助へ差遣し候故。既同人儀猶又增補致し。風說又は外より借受候書面を取交。無跡形虛僞を實事と聞候樣致し度迚。恐多儀共。品々書顯。讀本に綴。北海異談と表題を記。大坂大豆葉町俵屋五兵衞へ賣渡候始末に相成候段。不恐公儀仕方。不屆に付遠島。」又死罪を遞減して。流罪となしたる一例は。安政二年。贋金製造の罪人明吉。獄中謹愼に依て。罪一等を減す。越中國堀岡新村百姓傳吉悴明吉。卯三十二。御仕置。右明吉儀贋金致し候に付。弘化三年入牢。二十四箇度拷問。一昨年終に自狀。不屆に付死罪可申付處。於牢內囚人をいたはり。病人介抱行屆。死人も少く。且牢內取締も行屆候に付。宥免を以て遠島に行はる(觸書留類)。」又或る覺書に就て。德川氏の頃に於ける流罪の數を調査せしに。寬政八年より同十一年まで。四年間に流罪に行はれし者。僅に一人なり。是れ何等の事情によりて。此の如く少かりしや知るべからずと雖も。德川氏の覇政二百八十年間に於ては。諸罪中。流罪執行の少かりしを知るへきのみ。德川氏の時。流刑には。檻を作りたる小船に。役人二三人附添ひ。此船を大船に繫ぎて島に送る。江戸より流罪の者は。永代橋より發し。大島。八丈島。三宅島。新島。神津島。利島。御藏島の內へ送る。又佐渡へ送ることもあり。京。大坂。西國。中國の者は薩摩五島の內。隱岐。壹岐。天草へ送る。また青標紙に。遠島送り物。妻子家來之外は不相成候。尤米三俵。金三兩限。木綿。鹽。味噌等。品々相送候分不苦候事とあり。皇政維新の後。明治三年十二月。新律綱領を頒布せらるゝに及て。五刑のうちに流刑を置き。一等は役一年。二等は役一年半。三等は役二年とし。德川氏の時とは其配地を異にし。凡て北海道に發遣し。役滿れば彼地の籍に編入し。便に隨ひ生業を營ましむることゝせり。六年五月。改定律例の頒行せらるゝに至り。新律綱領の流一等を更て懲役五年とし。二等を懲役七年とし。三等を懲役十年とせり。十三年七月刑法を頒布せらるゝに及て。復流刑をおき。有期無期の二等に分ち。島地に發遣して幽囚せしむ。其の地は北海道を用ふ。猶ゲイバツの條を參看すべし。

リウモム 里宇文は。絹の名なり。貞丈雜記に云く。室町殿行幸記に云。りうもんの織物一重とあり。又太平記中殿御會の條。薄色のりうもんの織物の指貫に云々。又簾中舊記云。四月一日御小袖りうもんの織物ぼうたん召し候へば。ぼうたんの類にて候(女房故實條々に云。四月一日の間はりうもんの織物。帶もりうもんにて候とあり)とあり。りうもんとは綾の事なり。綾文と書く。音通ずるなり。綾文と云は平絹に對して云へるなり。德川氏の頃上下にりうもんを用ふる者多かりき。

リエム 離緣は。親族姻族となりたる者の。再たび離別することなり。實子

を離別するは勘當（參看）と云ひて離緣とは云はず。養子女の離緣に付ては古來慣習上定りたる例なし。唯〻戶籍に付て。平民は名主へ屆け。士人以上は支配へ屆くるのみなり。夫婦の離緣には夫より妻に離緣狀を渡す。其の書式は三行半に書くを例とすと云へれども。文章に付ては別に定りたることなきが如し。又婿養子にして。妻父は妻の親が之を離緣する場合にも。夫の方より離緣狀を渡し。妻より夫に渡す離緣狀とては絕てなし。離緣の節財產の處分法に付ては民法制定前とても。それに異れる慣習ありしに非ず。緣組の節携へ來れる財產の現存する分は。之を持たして歸すこと。大寶令の頃よりの定にて。不都合をなして離別せらるゝ場合には往々之を押收せらるゝ事あれども。之を押收せずして返し與ふる例多し。明治になりては戶主以外の個人にして動產不動產を所有することを得ることゝなり。登記登錄をなす以上は。裁判の力に非れば之を復舊すること難けれども。以前は個人の財產とてはなく。皆家に屬する財產なれば。離緣に關して之が復舊分配するの面倒はなかりき。婦の離緣せらるべき原因は。支那の敎に依り七種ありと定めらる。大寶の戶令の解に云く。棄レ妻須レ有二七出之狀一。一無レ子。二婬泆。三不レ事二舅姑一。四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手署棄レ之。與二尊屬近親一同署。若不レ解レ書。畫レ指爲レ記。妻雖レ有二棄狀一有二三不去一。一維二持舅姑之喪一。二取時賤。後貴。三有レ所レ受無レ所レ歸。即犯二義絕婬泆惡疾一不レ拘二此令一又云く。棄レ妻先由二祖父母父母一。若無二祖父母父母一。夫得二自由一。皆還二其所レ賚現在之財一とあり。【改嫁】又夫死したる時は。妻は其の喪を果して後改嫁することを得ること。大寶令の頃よりの慣習にて。夫の父母又は親族の承諾を得て離緣となり。實家に返りて後再嫁するなり。此の場合に。夫家の財產は父母親族の分配するを待て之を受くるの外。權利として之か分配を受くることを得ず。但子ありて之を連れ子として再嫁する者は。其の子の受くべき分を請求すべき法律あるなり。【子の事】夫亡し。又は通常の離緣の場合に。子ある時は之を携へ去ると。夫の家に殘し去るとは。大寶の令に明文なし。然れども。奴婢相婚して生める所の子は母に從ふの明文あれば。良人の子も男女を論ぜず。母に從ふべき定なりしならん。古の俗は子は母と同居せしこと萬葉集なとに見ゆれば。異父の子等悉く母に屬して母の家に雜居したりけんを。父なる人か其の內の男子を己の子として携へ去り。始めて母と別に住むことゝなりしと見えたり。然るを何時の頃よりか。男の子は夫の方に付き。女の子は母に付くと稱して。離緣の妻は男兒の幼なる者をも夫家に殘し。女の子のみを伴ふて去ることゝなりたり。

【後妻打】ウハナリウチを見よ。

【法律の結果に因る離婚】大寶の戶婚律に云く。居二父母喪一而嫁娶。徒二年。各離レ之。また居二夫喪一改嫁者徒二年。妾減二一等一。各離レ之。又戶令に云く。先奸後娶爲二妻妾一。雖レ會レ赦猶離レ之。また云く。奴婢與二良人一爲二夫妻一。皆離レ之。また毆二妻之祖父母父母一。及殺二妻外祖父母父母伯叔父姑。兄弟姉妹一。若夫妻祖父母父母外祖父母伯叔父姑兄弟姉妹自相毆。及妻毆二詈夫之祖父母父母一。毆二傷夫外祖父母伯叔父姑兄弟姉妹一及欲レ害レ夫者。雖レ會レ赦義絕とあり。戶婚律私娶二人妻一。及嫁レ之者徒一年半。妾減二一等一。各離レ之。即夫自嫁者亦同。仍兩離レ之とあり。

リキシヤ　力者。貞丈雜記に。條々聞書に云。公方樣には御中間とてはなく候。房同前（諸大名以下長刀を持する者を房と云）。御長刀被持候事候へば。門跡の御力者參候。又云。御はりこしにめされ候時は。御門跡の力者御こしに參候。又殿中舊記に云。正月二日は時のくはんれいへなり候（御成なり）。御所さま御裝束めし候て。車にめし候。上さま（御臺樣の事）は。御むれあげにめし候（むれあげはむれたてとも云。白木のこしなり）。御りきしやかき參らせ候云々。室町記（室町日記とは別なり）に云。應永廿九年壬寅十二月廿一日。爲二大御所樣御代官一。御方御所樣八幡宮に御參籠。自二向御所一御出。先三條坊門八幡御社參。自レ其直御社參。御輿。御力者十二人（靑法師）。自二三寶院一被レ進と云々（三寶院は門跡なり。條々聞書に。御張こしの時は門跡の力者參候とあるは是也。殿中舊記には。むれあげのこし。力者かきたる由みへたり。力者は實の出家にては無之。剃髮して力わざをなして門跡に奉公する者なる故。力者と云也。實の出家にはあらざる也。靑法師と云は。靑は其裝束の色靑きを云也。又同記應永三十年十一月一日の條に御輿（力者靑）とあり。同二日の條に。輿。力者十二人白とあり。皆色を云（貞丈雜記）。又嬉遊笑覽には。力者のこと。安齋庭訓標書に。古代は力者とて。剃髮したる中間のやうなる者あり。出張頭巾をかぶり。白布の狩衣袴に脚半して。馬の口にも付。馬びさくなとを持。長刀などを持て。輿などをも舁もの也。短刀を腰にさすこと。俗人のことし。後三年合戰の繪に。義家凱陣の行粧を畫たるに。力者兩人。馬の口の左右に立たる躰見えたり。紺の出張頭巾をかぶりたり。一人は柄長きひさくを持たり。古門跡がたにも。力者に輿を舁せられしこと。舊紀に見えたり。室町將軍も。式正の時は力者に輿を舁せられし由。古記に見ゆとあり。下學集に。兄部（コノカウベ）は力者の頭也（庭訓往來にも見ゆ）とあり。德川將軍の行列にも。龜井坊とて。剃髮の者長刀を持ちて從ふ事あり。

服制の部にその裝束を圖せり。參考すべし。

リクグン　陸軍は。主として。兵制及び徵兵の條下に錄したるも。こゝには維新後の陸軍の一班を概說すべし。尙ほ陸軍省及び官制の條をも參看すべし。

【鎭臺】陸軍の設備は初め鎭臺の設置にあり。明治四年四月廿三日。東山西海兩道へ鎭臺を置く。明治四年八月。今般廢藩に付。從前所管の常備兵を解き。全國一途の兵制改正まで。差向き內外警衛の爲め。東京。大阪。鎭西(熊本)。東北(仙臺)の各所に鎭臺を置き。管地を定む。明治四年十一月廿三日。東京。仙臺。名古屋。大阪。廣島。熊本。諸道へ鎭臺を被置に付ては。向後各府縣に於て。非常の景況ある節は。直に當省及其所管鎭臺へ屆出てしむ。營所併せて十四。分營併せて四十一あり。步兵十四聯隊(四十二大隊)。騎兵三大隊。砲兵十八小隊。工兵十小隊。輜重兵六隊。海岸砲九隊あり。平時人員合せて三万千六百八十人。戰時四万六千三百五十人とす。」明治五年三月二日。鎭臺本分營書記以下役名及人員を定む。」明治五年八月五日。常陸國元水戶城へ東京鎭臺四分營を置く。明治五年十一月十五日。鎭西鎭臺管轄長崎港出張砲兵人員及給養を定む。」明治六年一月九日。全國鎭臺配置を改定す。」明治六年一月十二日。全國鎭臺改正に付。六鎭臺へ心得方を達す。」明治七年五月七日。各鎭臺兵の內より。近衞兵へ撰擧の節は。其隊醫官に於て一層念入れ。身體檢査せしむ。」同年二月の制に。第一管東京鎭臺の下に。佐倉新潟二營所を附屬し。第二管仙臺鎭臺青森營所あり。第三管名古屋鎭臺。金澤營所あり。第四管大阪に大津。姬路あり。第五管廣島に丸龜あり。第六管熊本に小倉あり。總計三万七百六十人とす。八年十月之に改正增員あり。」明治十二年九月鎭臺條例を發布す。同年の調に。

	步兵	騎兵	砲兵	工兵	輜重兵
近衞	二聯隊(四大隊)	一中隊	一大隊	一中隊	
東京鎭臺	三聯隊(九大隊)	一大隊	野砲一大隊 山砲一大隊	一中隊	一中隊
仙臺同	二聯隊(四大隊)		山砲一大隊 函館砲隊		一小隊
名古屋同	二聯隊(六大隊)		山砲一中隊		一小隊
大阪同	三聯隊(九大隊)		野砲一大隊 山砲一大隊	一大隊	一小隊
廣島同	二聯隊(六大隊)		山砲一中隊		一小隊
熊本同	二聯隊(六大隊)		野砲一大隊 山砲一大隊	一大隊	一小隊
合計	士官以上 一、五一三人 下士以下 三五、〇六六人 三万六千五百七十九人				

十三年七月より十四年六月までの數は。之より增すこと九百六十四人なり。」明治十五年九月廿二日。今般陸軍裁判所被廢に付。其事務を總て東京鎭臺に屬す。」明治十五年九月廿二日。東京鎭臺に軍法會議を設け。鎭臺營所犯罪處置條例に照し。軍營內所在の軍人軍屬の重罪輕罪を處分せしむ。」明治十四年五月十三日。十二年第三十三號達。鎭臺條例中を改正す。」明治十四年五月十八日。鎭臺條例改正に付。御達の旨を示す。」明治十七年一月十四日。諸省事務を改正し。七軍管の區域を定め。明治十八年武官々等中に屯田兵及軍樂兵を加へ。十八年五月。各省卿職制を廢し。陸軍大臣を置く。」明治十八年五月十八日。太政官第貳拾壹號達。鎭臺條例を改正す。第一章總則。第一條。日本帝國陸軍疆域の區畫は。地勢に依り人口を量り。全國を分て七軍管となし。一軍管を分て二師管となし。各軍管に鎭臺を置き。各師管に營所を置き。以て府縣と相對峙し。其管內の靜謐を保護し。併て守備の計畫軍隊の管轄。壯丁の徵募を掌とらしむ。」第二條。各軍管に常備後備の二軍を置き。其常備兵をして鎭臺營所分營及び要塞に屯駐せしむ。」第三條。凡そ鎭臺には司令官即ち師團長一名を置き。中少將を以て之に任し。其の軍管內の軍令を董督し。軍政を總理す。營所には司令官一名を置き。其地所在の旅團長をして之を帶はしめ。鎭臺司令官に隸し。其師管內の事務を區處す。但鎭臺所在地の師管には營所を置かす。其事務は直ちに鎭臺に於て執行す。」第四條。鎭臺司令官の下に參謀部副官。傳令使。文庫。武庫。營舍。調馬。各主管。會計。軍醫。獸醫。各部後備軍司令部。軍法會議。監獄署を置き。又營所司令官の下に次官。副官。武庫。營舍。各主管。會計部。病院。後備軍司令部。軍法會議。監獄署を置き。以て事務を分掌せしむ。」第五條。鎭臺司令官。即ち師團長は。出師の日に方り。定制の節度に從ひ。師團を編成し。所管監軍即ち軍團長に屬し。征戰の事に任す。其留後の事務は別に鎭臺司令官を置き。之を掌とらしむ。」第六條。營所司令官即ち旅團長征戰の事に任する時。其留後の事務は次官をして之を代理せしむ。」第二章。鎭臺司令官の本務權限。」第七條。鎭臺司令官の職務の要領左の如し。第一。軍隊の統率。即ち諸兵隊の指揮。節度。軍紀。風紀。訓練等。

リクグ

第二。軍管內の事務。即ち要塞衞戍の指揮。出師の準備。防守の計畫。常備、後備二軍に要する武器。彈藥。器具。材料。被服。陣具等の貯藏。歸休兵及び豫備役。後備軍軀員兵員の管轄、徵兵徵馬軍法衞生等。」第八條。鎭臺司令官は進軍。駐軍。轉軍。例外行軍、例外演習等軍令の出納に關するものは。其所管監軍の指揮に屬し。進退黜陟轉換選任會計及び給與等。軍政に關するものは。陸軍卿の區處を受く可し。」第九條。軍管內騷擾の警あるも。其事外國に關涉するものは。天皇宣戰の權に係るを以て。漫りに一卒をも動かすを許さす。但事火急にして之に應せさるを得さる時は。守勢の戰備を取り。狀を具して急遽監軍に申報す可し。」第十條。軍管內草賊の警あれは。先つ情狀を監軍に申報して其區處を受く可し。然れとも事火急にして兵力を要し。其府知事縣令より出兵を請求したる時は之に應し。狀を具して監軍に急報す可し。」第十一條。前條の場合に於て。其の事情測り難き時は、其地方府知事縣令と議し。參謀官を派し。或は其地方營所若くは要塞及び衞戍の司令官に命し。情狀を探偵せしめ。其原由竝に目下の動靜。人員の多寡を知悉し。要する所の兵數と施す可き策略を具して。監軍に申報し。仍ほ其事情を比隣鎭臺に通報す可し。」第十二條。軍管內に强盜奸民あり。憲兵及び巡査の力之を拿捕する能はすして援助を請ふ時は之に應し。適宜の兵員を出すことを得。」第十三條。軍管內に於て儀式慶典若くは變災事故ありて。儀仗或は警護の爲め府知事縣令より兵隊を要する事由を具し。之を請ふ時は事情を斟酌し。之に應することを得。」第十四條。前二條に擧けたる事項は從事するの後報告するを得ると雖とも。事緩にして往復の日限ある時は。先つ監軍に申報して。其の區處を受くるを正例とす。」第十五條。臨時演習の爲め。三泊以上兵隊を動かすは上裁に係るを以て。豫め所管監軍の區處を受く可し。其二泊以下に止まるものは之を專行することを得。」第十六條。要塞戍兵及衞戍部署の變換增減に關することは。上裁に係るを以て。所管監軍の區處を受く可し。其哨所及び衞戍兵員の變換增減等は之を專行するを得。」第十七條。出師の準備は成規に從ひ。計畫に基つき。名簿の點竄。人馬召集の手順より。武器。彈藥。被服。陣具。糧秣。材料の運輸貯藏の方法に至るまで。平時に在て。常に各主務官を戒飭し。一令の下神速に師團を發し。後備軍を擧くるに於て遺算なからしむ可し。」第十八條。軍管內軍人軍屬の犯罪刑法に照す可き者は法に照し。軍法會議に付して處斷せしむ。」第十九條。凡そ近衞の兵隊は都督の前に非されは分列式を行はさるを正例とす。然れとも東京外の地方に屯在し。儀式慶典等の爲め。觀兵式の擧あるに方りては鎭臺司令官は移牒して。之に列せしむることを得。」第二十條。近衞兵東京外の地に屯在する時。警備其他地方の保安に關涉することありて。火急を要する時は鎭臺司令官は之に援助を求むることを得。」第二十一條。近衞兵籍に屬する歸休兵及び豫備役後備軍軀員兵員の地方に在る者は。鎭臺司令官に於て之を管轄すること。管下の軀員兵員と異なるとなし。」第二十二條。軍管內の要塞司令官は鎭臺司令官に隸屬す。然れとも特に要塞司令官に守備の全權を委ねられたる時は其指揮に屬することなし。」第二十三條。軍管內布置の憲兵は鎭臺司令官の管轄に屬せす。然れとも之をして地方の事情に關する緊要の事件を報知せしめ。又火急の事變に際しては。命令を下し服事せしむるを得。」第二十四條。鎭臺司令官と軍管內の府知事縣令各裁判所長とは互に事情を通し。文武官民の間常に協和を保つを要す。」第二十五條。鎭臺司令官は地方の動靜に關する事件に就き。府知事縣令より詳細の報告を受くるの權を有す。」第二十六條、鎭臺司令官新たに拜命し。初めて任に赴く時は左の禮欵特典を受く可し。第一。祝砲九發。第二。儀仗騎兵一中隊。及び軍樂隊。若くは步兵一大隊。及び軍樂隊郊迎。第三。要塞司令官。衞戍司令官。市外出迎。第四。臺下の諸兵途次出迎。第五將校及び同等官正裝伺候。」第二十七條。鎭臺司令官。初めて任に赴く時。鎭臺所在地の府知事縣令及び各裁判所長とは三日以內互に訪問し。其軍管內の府知事縣令及び各裁判所長とは三十日以內互に移文訪問す可し。但共に官等卑き者より先んす可し。」第三章。營所司令官の本務權限。第二十八條。營所司令官は一師管に關する事務を擔任し。師管內の靜謐を保護す。故に其騷擾鎭壓の事に關しては。所在の兵隊に令を下すを得。但其要塞は別命あるに非されは之を指揮するの限にあらす。」第二十九條。師管內草賊の警あれは。速に鎭臺司令官に報告し。且情狀を探偵し。其原由竝に目下の動靜。人數の多寡等を詳悉して逐一に開具す可し。」第三十條。地方の騷擾事火急にして兵力を要し。其府知事縣令より出兵を請ふに方り。區處を受くるの暇なく。已むを得さる時は之に應し。時機を量り。管下の兵隊をして直に之に當らしむを得。但其事情を鎭臺司令官に急報す可し。」第三十一條。地方の騷擾に方り。必要と思考する時は。鎭臺司令官に申報するの外。直に本臺所管の監軍に申報し。且比鄰の鎭臺營所にも亦之を通報す可し。」第三十二條。第十二條。第十三條の場合に在ては。鎭臺司令官の區處を受く可し。然れとも事急にして其暇なき時は管下の兵隊をして其事に當らしめ。狀を具して鎭臺司令官に急報す可し。」第三十三條。出師の準備は定規に從ひ。遺算なきを要

す。故に常に人馬召集物品徵發運輸等の方法を整へ。又豫備兵。後備兵に支給す可き武器。彈藥。被服。陣具。器具。材料等を備へ。各主務官をして其貯藏保存の事を擔任せしむ。」第三十四條。師管內に在る下士。及兵員の身上に係る事項に就ては地方官の通牒を受理し。例規あるものは直に處分し。其例規なきものは鎭臺司令官に具申して。區處を受く可し。」第三十五條。營所司令官其師管內に在て。第十八條。第十九條。第二十條。第二十三條。第二十四條。第二十五條の塲合に於ては。各條に準據して區處す可し。

七軍管疆域表

軍管鎭臺	師管	營所	分營	陸海要塞	管國郡區
第一 東京	第一	東京	高崎		武藏(十四區二十五郡)。相摸。甲斐。伊豆。上野。信濃(九郡)。
	第二	佐倉			武藏(本所。深川二區。南北葛飾。南北埼玉四郡)安房。上總。下總。常陸。下野
第二 仙臺	第三	仙臺	新發田		陸前(仙臺區。名取。柴田二郡)。磐城。岩代。羽前。越後。佐渡。
	第四	青森			陸前(十二郡)。陸中。陸奥。羽後。
第三 名古屋	第五	名古屋	豐橋		尾張(一區六郡)。遠江。三河。駿河。信濃(東西筑摩。南北安曇。上下伊那。諏訪七郡)。伊勢。志摩。紀伊(南北牟婁二郡)。
	第六	金澤			尾張(東西春日井。丹羽三郡)。美濃。飛驒。加賀。能登。越中。越前。
第四 大阪	第七	大阪	大津		攝津(東西南北四區。東成。住吉二郡)紀伊(一區八郡)。大和。河內。和泉。近江。伊賀。
	第八	姫路			攝津(一區十郡)。播磨。淡路。若狹。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。美作。備前。
第五 廣島	第九	廣島			安藝。備後。備中。出雲。石見。周防。長門。隱岐。
	第十	松山	丸龜		阿波。讃岐。伊豫。土佐。
第六 熊本	第十一	熊本			肥後。日向。大隅。薩摩。沖縄。
	第十二	小倉	福岡		豐前。豐後。筑前。筑後。肥前。壹岐。對馬。
第七	明治二十八年之を實行す				渡島。後志。石狩。天塩。北見。膽振。日高。十勝。釧路。根室。千島。
備考	明治二十九年六師團を增加す 本表中空位の部分は追て撰定す可きものとす				

後衛戍規則及師團司令部監軍條例を以て。其職掌を區分したるも。大躰の主意に於て異るなし。

【師團の設置】其後軍制改正せられ。明治二十九年を以て。師團を置かれたり。

○陸軍管區表(明治二十九年十二月勅令第三百八十一號)

三十年四月一日より施行す。三十一年四月勅令第三十四號を以て。表中第三。第六。第七。第九。第十。第十二の區畫を改正し。尙備考中に存せし「及沖縄ノ」四字を削り。同年四月一日より施行し。尙同三十二年三月。勅令第五十三號及同五月勅令第二百二十號を以て本表に改正を加ふ。

師管	聯隊區	警備隊區	管府縣
近衛	本郷		東京 本郷區淺草區下谷區南葛飾郡本所區深川區南足立郡北豐島郡 埼玉 北足立郡南埼玉郡北埼玉郡北葛飾郡
	宇都宮		栃木 茨城 眞壁郡結城郡猿島郡
	佐倉		千葉
	水戸		茨城 水戸市東茨城郡西茨城郡那珂郡多賀郡久慈郡鹿島郡行方郡新治郡筑波郡稲敷郡北相馬郡

區	所在地	島	管轄區域
第一	麻布		東京　麻布區麴町區神田區日本橋區京橋區荏原郡豐多摩郡赤阪區四谷區小石川區牛込區芝區西多摩郡南多摩郡北多摩郡伊豆七島　神奈川　橘樹郡都筑郡
	橫濱		神奈川　橫濱市久良岐郡鎌倉郡三浦郡中郡高座郡愛甲郡津久井郡足柄上郡足柄下郡　山梨
	高崎		群馬　埼玉　入間郡比企郡秩父郡兒玉郡大里郡
	長野		長野
		小笠原島	東京　小笠原島
第二	仙臺		宮城　仙臺市宮城郡柴田郡刈田郡伊具郡亘理郡名取郡黒川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡桃生郡牡鹿郡　福島　伊達郡相馬郡
	福島		福島　信夫郡安達郡安積郡岩瀬郡南會津郡北會津郡耶麻郡河沼郡大沼郡東白川郡石川郡田村郡石城郡雙葉郡西白河郡
	新發田		新潟　新潟市南蒲原郡北蒲原郡中蒲原郡西蒲原郡東蒲原郡岩船郡古志郡
	柏崎		新潟　刈羽郡三島郡北魚沼郡中魚沼郡南魚沼郡東頸城郡中頸城郡西頸城郡
		佐渡	新潟　佐渡郡
第三	名古屋		愛知　名古屋市愛知郡知多郡海東郡海西郡西春日井郡東春日井郡丹羽郡中島郡葉栗郡
	津		三重　津市安濃郡桑名郡員辨郡三重郡鈴鹿郡河藝郡四日市市一志郡飯南郡多氣郡度會郡志摩郡南牟婁郡北牟婁郡
	豐橋		愛知　渥美郡八名郡寶飯郡西加茂郡東加茂郡南設樂郡北設樂郡額田郡幡豆郡碧海郡　靜岡　引佐郡濱名郡磐田郡
	靜岡		靜岡　靜岡市安倍郡志太郡榛原郡駿東郡小笠郡周智郡富士郡庵原郡賀茂郡田方郡
第四	大阪		大阪　西區東區南區北區堺市東成郡南河内郡中河内郡北河内郡泉北郡泉南郡
	和歌山		和歌山　奈良　吉野郡宇智郡　兵庫　津名郡三原郡
	大津		滋賀　三重　阿山郡名賀郡
	京都		京都　上京區下京區愛宕郡葛野郡乙訓郡紀伊郡宇治郡久世郡相樂郡綴喜郡　奈良　添上郡生駒郡磯城郡宇陀郡山邊郡北葛城郡高市郡南葛城郡

區	所在地	島	管轄區域
第五	廣島		廣島　廣島市安藝郡加茂郡豐田郡高宮郡沼田郡佐伯郡山縣郡高田郡
	尾道		廣島　御調郡世羅郡甲奴郡神石郡沼隈郡蘆田郡品治郡安那郡深津郡　岡山　阿賀郡上房郡賀陽郡下道郡都宇郡窪屋郡淺口郡小田郡後月郡哲多郡川上郡
	山口		山口　大島郡玖珂郡熊毛郡都濃郡佐波郡吉敷郡厚狹郡美禰郡大津郡阿武郡
	濱田		島根　松江市八束郡能義郡仁多郡大原郡簸川郡飯石郡邇摩郡安濃郡邑智郡那賀郡美濃郡鹿足郡　廣島　三次郡三谿郡奴可郡惠蘇郡三上郡
		隱岐	島根　周吉郡穩地郡海士郡知夫郡
第六	熊本		熊本　熊本市飽託郡宇土郡玉名郡上益城郡下益城郡八代郡葦北郡球磨郡天草郡
	大村		長崎　長崎市西彼杵郡東彼杵郡北松浦郡南高來郡北高來郡壹岐郡
	鹿兒島		鹿兒島　鹿兒島市鹿兒島郡日置郡揖宿郡川邊郡出水郡伊佐郡薩摩郡
	宮崎		宮崎　鹿兒島　噌唹郡肝屬郡始良郡
		大島	鹿兒島　大島郡熊毛郡
		沖繩	沖繩
		五島	長崎　南松浦郡
		對馬	長崎　上縣郡下縣郡
第	札幌		北海道　札幌區札幌郡空知郡「富良野村を除く」夕張郡樺戸郡雨龍郡濱益郡厚田郡石狩郡（石狩國）小樽郡高島郡忍路郡余市郡古平郡美國郡積丹郡岩内郡古宇郡（後志國）千歳郡室蘭郡有珠郡虻田郡幌別郡白老郡勇拂郡（膽振國）沙流郡新冠郡靜内郡浦河郡樣似郡幌泉郡三石郡（日高國）
	函館		北海道　函館區龜田郡上磯郡松前郡檜山郡爾志郡茅部郡（渡島國）久遠郡奥尻郡太櫓郡瀬棚郡島牧郡壽都郡歌棄郡磯谷郡（後志國）山越郡（膽振國）
	旭川		北海道　上川郡空知郡富良野村（石狩國）增毛郡留萠郡苫前郡天鹽郡中川郡上川郡（天鹽國）宗谷郡枝幸郡禮文郡利尻郡網走郡斜里郡常呂郡紋別郡（北見國）

師團	聯隊區	區域
第七	釧路	北海道 釧路郡厚岸郡阿寒郡川上郡白糠郡足寄郡(釧路國)廣尾郡當縁郡中川郡十勝郡河西郡河東郡上川郡(十勝國)根室郡花咲郡野付郡標津郡目梨郡(根室國)色丹郡得撫郡新知郡占守郡國後郡振別郡擇捉郡蘂取郡紗那郡(千島國)
第八	弘前	青森 巖手 二戸郡九戸郡
	盛岡	巖手 盛岡市巖手郡紫波郡和賀郡膽澤郡江刺郡西磐井郡東磐井郡氣仙郡稗貫郡上閉伊郡下閉伊郡 宮城 登米郡本吉郡栗原郡
	秋田	秋田
	山形	山形
第九	金澤	石川
	富山	富山
	鯖江	福井 福井市足羽郡吉田郡阪井郡大野郡南條郡今立郡丹生郡敦賀郡 岐阜 海津郡養老郡不破郡揖斐郡本巣郡山縣郡
	岐阜	岐阜 岐阜市稻葉郡羽島郡武儀郡郡上郡大野郡益田郡吉城郡加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡安八郡
第十	福知山	京都 與謝郡加佐郡中郡竹野郡熊野郡南桑田郡北桑田郡船井郡天田郡何鹿郡 兵庫 出石郡養父郡氷上郡多紀郡朝來郡加東郡多可郡 福井 三方郡遠敷郡大飯郡
	神戸	兵庫 神戸市武庫郡川邊郡有馬郡明石郡美嚢郡加古郡 大阪 西成郡三島郡豐能郡
	姫路	兵庫 姫路市飾磨郡神崎郡加西郡印南郡揖保郡宍粟郡佐用郡赤穗郡 岡山 岡山市兒島郡御野郡上道郡津高郡赤阪郡磐梨郡邑久郡和氣郡
	鳥取	鳥取 鳥取市岩美郡八頭郡氣高郡東伯郡西伯郡日野郡 岡山 眞島郡勝南郡勝北郡東北條郡東南條郡西北條郡西西條郡大庭郡久米北條郡久米南條郡吉野郡英田郡 兵庫 城崎郡美方郡
第十一	丸龜	香川
	德島	德島
	松山	愛媛
	高知	高知
第十二	小倉	福岡 遠賀郡企救郡田川郡京都郡築上郡 大分 玖珠郡日田郡下毛郡宇佐郡 山口 赤間關市豐津郡
	大分	大分 西國東郡東國東郡速見郡大分郡北海部郡南海部郡大野郡直入郡 熊本 鹿本郡菊池郡阿蘇郡
	福岡	福岡 福岡市糟屋郡宗像郡朝手郡嘉穗郡朝倉郡紫筑郡糸島郡早良郡八女郡浮羽郡山門郡三池郡
	佐賀	佐賀 福岡 三瀦郡久留米市三井郡

備考

一 警備隊設置迄は東京府小笠原島は麻布區に新潟縣佐渡郡は柏崎聯隊區に島根縣周吉。穗地。海士。知夫四郡(隱岐)は濵田聯隊區に鹿兒島縣大島。熊毛二郡は鹿兒島聯隊區に長崎縣南松浦郡は大村聯隊區に屬す

二 臺灣の管區は他日を待て之を定む

三 第七師管を除くの外師管軍法會議の管轄に關しては當分從前の區域に依る

【各種兵の識別及性能】兵種に憲兵隊。歩兵隊。騎兵隊。砲兵隊。工兵隊。輜重兵隊。鐵道隊あり。部に監督部。軍吏部。衛生部。獸醫部。軍樂部あり。

○定色を以て各種兵の識別

識別章 兵種	袴地色	肩章色	側章色
憲兵	茜	茜	黑
歩兵	濃紺	緋	緋
騎兵	茜	黃	萠黃
砲兵	濃紺	同	黃
工兵 鐵道隊	同	鳶	鳶
輜重兵	同	藍	藍

監督部	濃紺		銀茶
軍吏部	同	花色藍	花色藍
衛生部獸醫部	同	深綠	深綠
軍樂部	茜	紺青	紺青

右【各種兵の性能】を擧くれば左の如し。（一）。憲兵は平時軍人其他の犯罪者を監察捕獲し。戰時戰鬪隊の背後に在て。軍隊の風紀を維持するを以て任とす。（二）。歩兵は徒歩し。小銃と劒とを以て戰鬪し。諸兵種中最も人員多く。戰鬪の主兵なり。（三）。騎兵は馬足を利用し。軍の耳目となりて敵を捜索し。又刀及び騎銃を以て戰鬪す。（四）。砲兵に二種あり。野戰砲兵。要塞砲兵。野戰砲兵は大砲を以て戰鬪するもの。山砲野砲の二種に分る。要塞砲兵は海岸砲要塞砲。及び小銃を使用して戰鬪す。（五）。工兵は作業器具及小銃を持ち。重に保壘を築き。橋を架し。道路を開き。電信を架するに任す。鐵道隊は工兵科にして。專ら鐵道及電信の業務に服す。（六）。輜重兵は軍需に要する彈藥糧食。及其他の諸品を運搬するに任す。（七）。監督部は師團諸隊の會計經理を監督す。（八）軍吏部は軍隊の經理計算をなす。（九）衛生部。獸醫部は軍人軍馬の衛生を保つに任す。（十）。軍樂部は軍樂を奏するもの。

【團隊編成の概要】（一）平時歩兵一中隊は。中隊長（大尉）。中隊附將校（中少尉）。特務曹長。曹長。軍曹。伍長。上等兵。一。二等卒。皷手。喇叭手。及看護手より成る。之れを若干の給養班に分つ。（二）。戰時は豫備兵を入れ。中隊の戰時人員を完備す。（三）。【歩兵一中隊】戰術上の編成は三小隊より成り。一小隊は若干分隊より成り。一分隊は四伍乃至八伍より成る。（四）。【歩兵一大隊】は四中隊より成る。（五）。【歩兵一聯隊】は三大隊より成る。中隊は第一より。第十二に至る番號を有す。（六）。【歩兵一旅團】は二聯隊より成る。（七）。【師團】は歩兵二旅團。騎兵一聯隊。野戰砲兵一聯隊。工兵一大隊。輜重兵一大隊より成る。（八）皇國に十三師團あり。其一は近衛師團。他の師團は第一より第十二に至る番號を有す。師團の歩兵は。概れ三個の衛戍地に分屯し。他兵種は師團司令部所在地にあり。北海道に屯田兵。對馬に警備隊。東京灣。由良。吳。下の關。佐世保に要塞砲兵聯隊。豫讓。舞鶴。函館。對馬に要塞砲兵大隊あり。（九）。【都督部。司令部。各隊】の所在地左表の如し。（十）。臺灣に各師團より分遣編成せる混成三旅團あり。

都督部	東部				
司令部所在地	東京				
師團 番號	近衛	第一	第二	第七	第八
師團 司令部所在地	東京	東京	仙臺	札幌	弘前
歩兵 旅團 番號	第一 第二	第一 第二	第三 第十五	第十三 第十四	第四 第十六
歩兵 旅團 司令部所在地	東京竹橋 東京青山	東京 同	仙臺 新發田	札幌 旭川	弘前 秋田
歩兵 聯隊 番號	第一 第二 第三 第四	第一 第十五 第二 第三	第四 第二十九 第十六 第三十	第二十五 第二十六 第二十七 第二十八	第五 第三十一 第十七 第三十二
歩兵 聯隊 所在地	竹橋 同 赤坂 佐倉	東京 松本 東京 高崎	仙臺 同 新發田 村松	札幌 旭川 旭川 旭川	弘前 同 秋田 山形
騎兵 聯隊	一	一	二	七	八
野戰砲兵 聯隊	一	一	二	七	八
工兵 大隊	一	一	二	七	八
輜重兵 大隊	一	一	二	七	八
要塞砲兵隊		横須賀一聯隊		函館一大隊	
鐵道隊	東京一大隊				
警備隊		小笠原島一隊	佐渡一隊		

中部	大阪	第三	名古屋	第五 第十七	名古屋 豐橋	第六 第三十三 第十八 第三十四	名古屋 同 豐橋 靜岡	三	三	三	三		
		第四	大阪	第七 第十九	大阪 伏見	第八 第三十七 第九 第三十八	大阪 同 大津 伏見	四	四	四	四	鳴門一聯隊	
		第九	金澤	第六 第十八	金澤 敦賀	第七 第三十五 第十九 第三十六	金澤 同 敦賀 鯖江	九	九	九	九		
		第十	姫路	第八 第二十	姫路 福知山	第十 第四十 第二十 第三十九	姫路 鳥取 福知山 姫路	十	十	十	十	舞鶴一大隊	
西部	小倉	第五	廣島	第九 第二十一	廣島 山口	第十一 第四十一 第二十一 第四十二	廣島 同 濱田 山口	五	五	五	五		吳一隊
		第六	熊本	第十一 第二十三	熊本 大村	第十三 第四十五 第二十三 第四十六	熊本 鹿兒島 熊本 大村	六	六	六	六		佐世保大島一隊 沖縄一隊 五島一隊 對島一隊
		第十一	丸龜	第二十二 第十	丸龜 松山	第十二 第四十三 第二十二 第四十四	丸龜 同 松山 高知	十一	十一	十一	十一	忠海一聯隊	
		第十二	小倉	第十二 第二十四	小倉 久留米	第十四 第四十七 第二十四 第四十八	小倉 同 福岡 久留米	十二	十二	十二	十二	大里一聯隊	

備考
一　警備隊は當分對島にのみ之を置き其他は漸を以て設置す
二　當分の內歩兵第十五聯隊を高崎に同第三聯隊を東京に同第五聯隊を青森に置く

【陸軍武官の階級】陸軍武官を大別して五班とす。將官。上長官(佐官)。士官(尉官)。準士官。下士。將官は大將。中將。少將。上長官(佐官)は大佐。中佐。少佐。士官(尉官)は大尉。中尉。少尉。準士官は特務曹長。下副官。砲。工兵上等工長。下士は曹長。軍曹伍長。各一。二。三等工長(以上各兵科)。監督部。監督總監(中將相當)。監督長(少將相當。一。二。三等監督(上長官)。監督補(士官。。軍吏部。一。二。三等軍吏(士官)。一。二。三等計手(下士)。一。二。三等縫靴工長。衛生部。軍醫總監(中將相當)。軍醫監(少將相當)。一。二。三等軍醫正(上長官)。一。二。三等軍醫(士官)。一。二。三等看護長(下士)。同部藥劑監(上長官)。一。二。三等藥劑官(士官)。獸醫部。獸醫監。一。二。三等獸醫。軍樂部。樂長(士官)。樂長補(準士官)。一。二。三等樂手(下士)なり。

【陸軍各種の學校】陸軍教育に關しては教育總監部あり。總監は各兵監を總督し。部事を總理し。教育に關する諸條規典範の改良を謀り。及【陸軍砲工學校】。【陸軍士官學校】。【陸軍中央幼年學校】。【地方幼年學校】。【陸軍戶山學校】。【陸軍教導團】。並に陸軍將校生徒試驗委員を管理す」とあり。以上各種學校の外に【陸軍大學校】あり「高等兵學を教授し。參謀其他樞要の職務に充つべき者を養成する所とす」とあり。又【野戰砲兵射擊學校】。【要塞砲兵射擊學校】。【陸軍騎兵實施學校】。【陸軍經理學校】。【陸軍軍醫學校】。【陸軍獸醫學校】。【陸軍軍樂學校】等なりとす。其他陸軍に

關する禮式等特定あれど。玆には省畧す。

リクグムシヤウ 陸軍省は。古くは兵部省(ヒヤウブシヤウ參看)なり。陸軍省の稱ありての官制沿革等を摘めば左の如し。明治五年二月。第六十二號を以て。兵部省を廢し陸軍省を置く。○仝年仝月晦日陸軍武官及兵學。軍醫の二寮糺問。造兵。武庫の三司を管す。○仝年三月。第八拾六號達を以て。御親兵を廢し近衞兵を置き條例を定む。○仝年四月廿四日。陸軍省達を以て。諸寮司局幷會計監督條例を定む。○仝年仝月第百十八號を以て。糺問司を廢し更に陸軍裁判所を置き長。正。權評事參座。大中小主理。大中小錄事等の職員を置き等級を定む。●六年三月十二日。陸軍省職制幷條例を定む。○仝年仝月第百十三號を以て。陸軍省職制を改定し卿官房及七局を置き職員を定む。○仝年五月第百五十四號を以て武官官等を改定す。○仝年仝月第百五十七號を以て中少尉を奏任官とし等級舊に依る。○仝年仝月第百六十號を以て武官官等表中軍醫部の官名を定む。○仝年仝月十五日武官表を定む。○仝年仝月第百七十二號を以て軍醫寮を廢す。○仝年仝月二十四日陸軍省達を以て大中少尉準心得等を廢し。更に少尉試補を置き判任官と爲す。○仝年七月十五日陸軍省無號達を以て喇叭隊諸官員の等級表を制定す。○仝年同月第二百九十七號を以て裁判所の監獄書記の兩官を廢す。○仝年十一月十四日軍醫部中に軍醫試補を置く。○仝年同月第三百九十四號を以て會計。軍醫。馬醫部の中少尉相等官の者を奏任とす。●七年二月陸軍省第七十一號達を以て馬醫部中に馬醫試補を置く。○仝年十月陸軍省第三百六十七號達を以て會計部に軍吏試補を置く。○仝年十一月第百廿一號布告を以て武官表を改定す。●八年二月第十二號布告を以て造兵武庫の二司を廢す。○仝年五月陸軍省第百三十八號達を以て。戸山學校。幼年學校を本省の直轄とす。○仝年九月第百四十五號達を以て武官表を改正す。●九年一月第一號達を以て陸軍省職制及事務章程を更定す。●十年一月第三號達を以て諸寮並大。少丞以下を廢し更に書記官。屬官を置き等級を定む。○仝年仝月第四號達を以て四等官以下の等級を改定す。○仝年仝月第十五號達を以て陸軍裁判長以下の官等を定む。○仝年二月十六日陸軍省號外達を以て電信取扱所を置き第一局に屬す。●十一年三月陸軍省乙第三十四號達を以て。少尉試補。會計軍吏試補。軍醫試補。馬醫試補を十等官相當準士官上席と定む。○同年十二月第五十號達を以て參謀本部を置き條例を全部へ達す。○仝年仝月第五十一號達を以て參謀本部に參謀本部長。次長を置く。○仝年仝月第五十二號達を以て監軍本部を置き條例を同部へ達す。●十二年十月第三十九號達を以て陸軍職制を定め陸軍省職制事務章程幷に陸軍武官官等を改正す。○同年同月陸軍省乙第八十三號達を以て陸軍軍醫本部を置き陸軍本病院を管す。●十三年一月第一號達を以て軍用電信技手を置き等級を定む。●十四年一月第四號達を以て陸軍省内に憲兵を置く。○同年十一月第九十四號達を以て從前の事務章程を廢し各省の事務章程通則を定む。●十五年五月第廿三號達を以て省中理事。理事補。審事。審事補。錄事を置き官等俸給を定む。●十六年五月第廿一號達を以て陸軍武官々等表を改む。●十七年一月第十四號達を以て諸省事務章程通則第十條を改正し又七軍管疆域を改む。○同年五月十四日陸軍下士官等級を改正す。●十八年五月第十七號達を以て陸軍武官官等中兵の項を設け軍樂長の等級を定む。○仝年十二月第六十九號達を以て各省卿職制を廢し更に陸軍大臣を置く。●十九年勅令第二號を以て官制を定む。○仝年三月勅令第四號を以て武官官等表を改定す。○同年同月十八日勅令を以て參謀本部條例を改正す。○仝年四月勅令第三十七號を以て武官官等を更定す。○仝年七月閣令第二十七號を以て監軍本部を廢す。○仝年十月勅令第六十八號を以て陸軍諸學校に文官教員を置く。○仝年仝月勅令第七十六號を以て臨時砲臺建築部官制を定む。●二十年五月勅令第十八號を以て監軍部條例を定む。○仝年仝月勅令第十九號を以て陸軍省官制を改正す。○仝年仝月勅令第二十號を以て軍事參議官條例を定む。○仝年六月勅令第二十五號を以て陸軍士官學校官制を定む。○仝年仝月勅令第二十六號を以て陸軍幼年學校官制を定む。○仝年十月勅令第五十三號を以て陸軍大學校條例を定む。○仝年仝月勅令第五十四號を以て陸軍戸山學校條例を定む。○仝年十二月勅令第七十一號を以て陸軍砲兵射的學校條例を定む。○仝年仝月第八十一號を以て陸軍將校生徒試驗委員條例を定む。●二十一年三月勅令第十三號を以て陸軍乘馬學校條例を定む。○仝年五月勅令第二十四號を以て。參謀本部條例を廢し參軍官制を定む。○仝年仝月勅令第二十五號を以て陸軍參謀本部條例。陸軍參謀職制。陸地測量部條例を定む。○仝年六月勅令第五十號を以て陸軍重症病馬治療所官制を定む。○仝年七月勅令第五十二號を以て千住製絨所官制を改正し該所を陸軍大臣の管理に屬す。○仝年十一月勅令第七十七號を以て陸軍省法官部官制を定む。●二十二年三月勅令第二十五號を以て參軍官制。陸軍參謀本部條例を廢し。更に參謀本部條例を定む。○仝年勅令第三十四號を以て陸地測量官官制を定む。○仝年六月勅令第七十六號を以て陸軍砲工學校條例を定む。○仝年仝月勅令

第八十一號を以て陸軍士官學校官制を廢止し陸軍士官學校條例を定む。○仝年仝月勅令第八十二號を以て陸軍幼年學校官制を廢止し陸軍幼年學校條例を定む。○仝年十二月勅令第百三十八號を以て東宮武官官制を定む。●二十三年三月勅令第三十號を以て陸軍被服工長學舍條例を定む。○仝年仝月勅令第四十七號を以て陸軍教導團條例を定む。○同年同月勅令第五十一號を以て陸軍省官制を改正す。○同年六月勅令第八十九號を以て陸軍編修官官制を定む。○同年七月勅令第百二十號を以て陸軍砲兵工科學舍條例を定む。○同年同月勅令第百三十七號を以て陸軍々學舍條例を改む。○同年十月勅令第二百二十三號を以て千住製絨所官制を改正す。○同年十一月勅令第二百六十五號を以て陸軍經理學校條例を定む。●二十四年六月勅令第五十六號を以て砲兵會議條例を改正す。○同年同月勅令第五十七號を以て工兵會議條例を改正す。○同年八月勅令第百七十一號を以て陸軍大學校條例を改正す。●二十五年十一月勅令第九十九號を以て陸軍將校生徒試驗委員條例を改正す。●二十六年五月勅令第二十六號を以て陸軍獸醫學校條例を制定し。同時に陸軍蹄鐵學舍條例及陸軍重症病馬治療所官制を廢止す。○同年五月勅令第三十五號を以て軍事參議官條例を改正す。○同年七月勅令第六十七號を以て陸軍軍醫學校條例を改正す。○同年八月勅令第九十一號を以て陸軍省官制を改正す。○同年十月勅令第百七號を以て參謀本部條例を改正す。○同年同月勅令第百四十一號を以て千住製絨所官制を改正す。○同年同月勅令第百四十二號を以て陸軍監獄官官制を定む。○同年同月勅令第二百三十三號を以て陸軍士官學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百三十四號を以て陸軍幼年學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百四十一號を以て陸軍砲兵會議條例を改正す。○同年同月勅令第二百四十二號を以て陸軍工兵會議條例を改正す。○同年同月勅令第二百四十四號を以て陸軍砲兵工科學舍條例を改正す。●二十八年一月勅令第八號を以て防務條例を定む。●二十九年四月勅令第百卄六號を以て陸軍砲兵工科學舍條例を廢止す。○同年同月勅令第百二十七號を以て陸軍砲兵工科學校條例を制定す。○同年五月勅令第百九十二號を以て陸軍省官制を改正す。○同年同月勅令第百九十六號を以て陸軍獸醫學校條例を改正す。○同年同月勅令第百九十七號を以て軍馬衛生會議條例を制定す。○同年同月勅令第二百一號を以て參謀本部條例を改正す。○同年同月勅令第二百九號を以て監軍部條例を改正す。○同年同月勅令第二百十號を以て陸軍砲工學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百十一號を以て陸軍士官學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百十二號を以て中央幼年學校條例を制定す。○同年同月勅令第二百十四號を以て陸軍地方幼年學校條例を廢止す。○同年同月勅令第二百十四號を以て陸軍幼年學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百十五號を以て陸軍戶山學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百十六號を以て陸軍教導團條例を改正す。○同年同月勅令第二百十七號を以て陸軍乘馬學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百十八號を以て陸軍野戰砲兵射擊學校條例を制定す。○同年同月勅令第二百十九號を以て陸軍砲兵射的學校條例を廢止す。○同年同月勅令第二百二十號を以て陸軍要塞砲兵射擊學校條例を制定す。○同年同月勅令第二百二十二號を以て陸軍將校生徒試驗委員條例を改正す。○同年九月勅令第三百六號を以て陸軍に通譯生を置く。●三十年七月勅令第二百三十六號を以て陸軍砲兵會議條例を改正す。○同年同月勅令第二百三十七號を以て陸軍工兵會議條例を改正す。●三十一年一月勅令第五號を以て元帥府條例を制定す。○同年同月勅令第七號を以て教育總監部條例を制定し。監軍部條例を廢止す。○同年二月勅令第二十號を以て陸軍參謀條例を制定し參謀職制を廢止す。○同年二月勅令第二十七號を以て衞戍病院條例を定む。○同年三月勅令第六十二號を以て陸軍々樂學校條例を改正す。○同年六月勅令第百貳十一號を以て陸軍大學校條例を改正す。○同年十月勅令第二百二十五號を以て陸軍砲工學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百二十六號を以て陸軍士官學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百二十七號を以て陸軍戶山學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百二十八號を以て陸軍中央幼年學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百二十九號を以て陸軍地方幼年學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百三十號を以て陸軍騎兵實施學校條例を制定し陸軍乘馬學校條例を廢止す。○同年同月勅令第二百三十一號を以て陸軍野戰砲兵射擊學校條例を改正す。○同年同月勅令第貳百三十二號を以て陸軍要塞砲兵射擊學校條例を改正す。○同年同月勅令第二百四十五號を以て陸軍將校生徒試驗委員條例を改正す。●三十二年一月勅令第六號を以て參謀本部條例を改正す。○同年同月勅令第十二號を以て砲兵會議條例を改正す。○同年十月勅令第三百九十三號を以て陸軍教導團條例を廢止す。○同年同月勅令第四百二十號を以て陸軍々醫學校條例を改正す。○同年同月勅令第四百二十一號を以て陸軍砲兵工科學校條例を改正す。●三十三年四月勅令第百五十七號を以て教育總監部條例を改正す。○同年五月勅令第百九十三號を以て陸軍省官制を改正す。○同年同月勅令第二百十八號を以て軍馬

衛生會議條例を改正す。【官制】は上記の如く數次改正せられ。現今の制は明治三十三年勅令第百九十三號の定むるところなり。其要を抄すれば左の如し。一。陸軍大臣は陸軍軍政を管理し。陸軍軍人軍屬を統督し。及所管諸部を監督す。一。陸軍省に副官を置き秘書官に兼補す。一。總務局には機密課及庶務課を置き。一。人事局には補任課及恩賞課を置き。一。軍務局には歩兵課。騎兵課。砲兵課。工兵課。及獸醫課を置き。一。經理局には主計課。被服課。糧秣課。建築課を置き。一。醫務局には衛生課。醫事課を置き。一。法務局には軍事司法に關する事項等を掌る。さて大臣は現役大中將。總務長官は現役中少將。局長は少將大佐。課長は大中佐にて任ぜらるゝ制なり。

リクコクシ 六國史。（レキシを見よ）

リクゼム 陸前は。東山道の東部に在て。もと陸奥に屬せしが。養老中。之れを割て磐城。磐背二國を置き。後皆併せて陸奥に入れり。明治元年十二月。之を分つて五國とす。此國其一なり。廣袤。東西凡そ二十五里。南北凡四十里。東は大洋に面ひ。南は磐城に接し。西北は羽前。陸中に界す。仙臺市及び柴田。名取。宮城。黒川。加美。志田。遠田。玉造。栗原。登米。桃生。牡鹿。本吉。氣仙の十四郡あり。羽前の境は連山起伏して。北より南に亘り。其地勢を限る。北には栗駒山（簀川岳とも云）ありて陸中に跨り。南には笹谷峠ありて。亦峻險なり。其間の山麓には。溫泉所々に沸き出て。北に鳴子川渡あり。南に作並青根あり。川流數條ありて。共に連山の間より發す。其南流するものは。直に海に入り。北流するものは。皆北上川に入る。北上川は陸中より來り。南流して國の中央を貫き。屈曲して鹿股に至り。分れて兩派となり。一は南に赴き。石卷港に注ぎ。一は東に流れて。追波に至り。海に入る。舟楫の通ずること六七十里。三陸第一の大河なり。黒川。加美。玉造。栗原の四郡は羽前の境に接し。地勢起伏し。岡陵相連る。栗原川は源を栗駒山より發し。郡中の諸水を集め。東流して北上川に入る。玉造川は源を羽前の境なる山間より發し。東流して古川。涌谷を過ぎ。北上川に入る。鳴瀨川は加美郡の諸水を併せて。東南に赴き。三本木。松山を經て。石卷港の西に至り。海に入る。吉田川は黒川郡の七森山より出て。東流して品井沼に入る。品井沼は廣袤一里許にして。國の中央に當り。其水流れて兩派となり。一は鳴瀨川に入り。一は高城川となり。松島の北に至りて海に入る。志田。遠田の二郡は平坦にして田野遠く闢け。古川。三本木。涌谷。松山等の街市なり。其際地沼殊に多く。總指沼。名鰭沼。蕪栗沼等ありて。大沼（栗原郡）。廣淵沼（桃生郡）。中田沼（登米郡）等。各郡に散在せり。宮城。名取等の諸郡は國の南部にして。後は太白。磐神。根白石の諸山を負ひ。前は東洋に臨みて。田野遠く海濱に亘り。舊蒲田。蒲生。閖上の諸濱あり。廣瀨川は仙臺の城市を貫き。東流して名取川と合し。閖上濱に至りて海に入る。名取川は源を羽前の境なる二口峠より發し。東流して廣瀨川に合す。牡鹿郡は大洋中に突出して。一の大岬をなす。岬端別に一島をなせる者を。金華山と云ふ。江島。出島は北に列り。南には網地。田代の兩島あり。海岸は岬灣出入し。狐崎。寄崎。渡波。及女川等の入海あり。本吉。氣仙の兩郡は國の東北隅にして。前は大洋に面ひ。後は室根の連山を負ひ。陸中の境を畫り。其海岸に氣仙沼あり。海水灣入して。大島其中間に横たはり。一佳港たり。氣仙郡は五葉。氷上の諸山圍繞して。別に一鄉をなす。今泉川は五葉山より發し。南流して今泉に至り。海に入る。今泉は郡中の都會にして。海岸には綾里岬。唐丹灣等あり。仙臺は國中の一都會にして。街市繁盛なり。廣瀨川其北を流れて。宮城野其東南に連る。松島は日本三景の一にして（丹後の天橋立。安藝の嚴島と並び稱せらる）。宮城郡の東端に在り。海水灣をなし。宮戸。桂。寒風澤等の諸島。其前に屏列し。花淵岬其南を限り。唐名洲其北を遮り。灣内の群島三百許。悉く松を生ず。是を眺臨するに。富山。扇溪あり。鹽竈は。其西南隅なる街なり。石の卷は北上川の海口に跨り。人烟繁盛。東洋中の一大佳港なり。永承中。州人安倍賴時叛し。衣川（陸中磐井郡）に據る。源賴義州守を以て。鎭守府將軍を兼ね。王命を以て。之を討し。數年にして賊盡く平らく。清原武則從て功あり。因て鎭守府將軍に拜し。子武貞に傳ふ。寛治中。武貞の子家衡。其叔父武衡と倶に亂を作す。賴義の子義家。父の任を襲ぎ。伐て之れを平らげ。家衡の異父兄藤原清衡をして。州を守らしむ。清衡陸奥出羽の押領使となり。平泉（陸中磐井郡）に居り。遂に二州を攘取す。清衡の孫秀衡。州守に任じ。磐踞益堅し。子泰衡嗣ぐ。文治五年。源賴朝泰衡を誅し。葛西清重を留守として。高森城（城。宮城郡岩切村に在り。後。牡鹿郡日和山城に移り。子孫世々牡鹿。登米。桃生。本吉。氣仙及陸中の磐井。膽澤。江刺八郡を領す）に置き。二州を綏撫し。諸將を二州に分封す。建武中興。源顯家州守に任じ。鎭守府大將軍を兼ぬ。初國府に居り。後靈山城（岩代伊達郡）に移る。足利尊氏の反する。族弟家兼を以て探題となし。大崎城（玉造郡大崎村）に居らしめ（子孫志田。玉造。栗原。加美。黒川五郡を領し。大崎と稱す）。家兼の從子斯波家長を州守となし。高水城（陸中紫波郡）に居らしむ。二人皆官軍に抗して敗死す。俄にして顯家西上して戰死し。州族多く尊氏に應す。既にして伊

達氏。岩代に起り漸く强大(文治の役に中村朝宗功あり。岩代の伊達。信夫二郡を領し。伊達氏と稱す)。應永中。政宗(朝宗八世孫)柴田。宮城。名取。黑川の四郡を併せ。天文中。政宗六世の孫。晴宗。米澤(羽前置賜郡)に移る。將軍義晴以て探題となす。天正十八年。豐臣氏東征し。大崎。葛西の地を沒し。之を木村秀俊に賜ふ。秀俊政を失す。秀吉其封を奪ひ。之を伊達政宗に賜ひ。岩手山城(玉造郡)に居らしむ。關原役後。政宗治を仙臺城に定め。子孫世〻之に居り。明治維新。慶邦會津に黨す。王師北征封境に臨み。慶邦城を致し降る。朝廷其封を削り。伊達宗基をして襲がしむ。尋て石卷。登米二縣を置き。又石卷を登米に併せ。既にして皆廢して仙臺。一關二縣を置き。又改稱して宮城。水澤と云ふ。後合して宮城一縣とす。而して氣仙郡のみは岩手縣に屬せり。氣候極暑九十三度極寒三十九度。産物の主なる者鑛物は金。銀。銅。鐵。鉛。硫黃。明礬。石膏。菊面石。石炭。硯材。植物は米。麥。大豆。大根。甘薯。馬鈴薯。苧麻。藺。藍。紅花。當歸。川芎。澤瀉。漆。烟草。茶。楮。桑。竹。椎蕈。海苔。和布。昆布。鹿角菜。松藻。動物は蠶種。鱒。年魚。鯉。鱧。鯛。鰒。鮪。鰤。鮫。鰮。章魚。鰒。蠣。馬。牛。雁。鴨。製造物は生絲。眞綿。白木綿。精好織。仙臺平。玉川織。八段掛織。宮城織。八橋織。綾織羽二重。紙布。魚油。魚粕。銅鐵細工。陶器。漆器。埋木細工。紙。筆。石盤。氣仙行李。疊筵類。傘。編笠。菅笠。漁網。蚊帳。船筥。炭。製造食物は酒。醬油。酢。鹽。味噌。糒。麵類。葛粉。氷豆腐。氷蒟蒻。乾鮑。鯣。雲丹等なり。

リクチユウ 陸中は。東山道に屬し。往時は陸奥國の一部と爲し。南部と稱せり。明治元年十二月。陸奥を割て五國を置く。陸中は其一なり。北緯三十八度四十六分より。四十度三十二分に亘り。東經零度四十九分より。二度十八分に達す。廣袤。東西約れ三十七里。南北約れ三十三里。東は大洋に向ひ。南は陸前に接し。西北は羽後。陸奥に界す。盛岡市及磐井。江刺。膽澤。和賀。稗貫。紫波。岩手。鹿角。閉伊。九戶の十郡あり。明治十一年郡區町村編制法により。和賀。磐井の二郡を共に東西に分ち。岩手九戶兩郡を共に南北に分ち。閉伊郡を東西中南北に分つ。是に於て總計十八郡となれり。明治二十九年三月法律第二十號にて陸中國南岩手郡及北岩手郡を廢し岩手郡を置き。江刺和賀郡を廢し其區域と東和賀郡を廢し其區域の一部とを以て和賀郡を置き。東和賀郡區域の一部(相去村)を同膽澤郡に編入し。同西閉伊郡及南閉伊郡を廢し上閉伊郡を置き。東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡を廢し下閉伊郡を置き。南九戶郡及北九戶郡を廢し九戶郡を置きたり。駒岳は兩山ありて。南にあるを栗駒山と云ひ(陸前に跨る。鬢川岳是なり)。北にあるを御駒岳と稱す。共に羽後の境なる山脈中の最高峰なり。米代川は陸奥の二戶郡田山村の山中より發し。諸溪水を集め。西流して羽後に入る。郡中に尾去澤の銅礦。及白根。小坂の銀山あり。名久井嶽の山脈は陸奥の種市山より起り。國の中央を限り。南に亘りて。陸前に連れり。玉頭山。早池峰。六角牛山等は。皆此山脈中にありて。其最高き者を早池峯とす。山東は即九戶。閉伊の二郡にして。東は大洋に臨み。尾崎。山田。鍬崎等の岬灣出入す。其際宮古。釜石の二港。最泊舟に便なり。名久井嶽の山脈より出づる川流に。宮古。乙茂。久慈等の諸川ありと雖。多くは細流なり。岩手。紫波。和賀。稗貫の四郡は東西連山の間にありて。郡中には岩鷲山を最高しとす。即古の岩手山なり。南昌山其正南に對峙す。岩鷲山の北部は即鹿角郡なり。北上川は源を岩手郡の藪川山より發し。岩鷲山より出づる所の松川を併せて。盛岡に至り。雫石。中津。梁の諸川を併せ。南流して。豐澤。和賀の數川と合し。一大河となり。陸前に入る。其幅濶くして舟楫往來の利甚多し。衣川。磐井川は。共に源を東駒山の山脈より發し。東流して。皆北上川に入る。膽澤。江刺。磐井の三郡は。國の南部にして。陸前の間に介まり。境域相接す。六角牛山。室根山の山脈其東を限り。陸前の氣仙。本吉の二郡に。地勢を分てり。國中の都會は盛岡を以て第一とし。岩谷堂(江刺郡)。一ノ關(磐井郡)。水澤(膽澤郡)等。これに亞ぐ。永承中。州人安倍賴時六郡(膽澤。和賀。江刺。稗貫。紫波。岩手)を劫畧して。衣川に據り叛す。源賴義州守を以て。鎭守府將軍を兼ね。王命を以て之を討し。數年にして賊盡く平らく。淸原武則從て功あり。因て鎭守府將軍に拜し。六郡を領し子武貞に傳ふ。寬治中。武貞の子家衡。其叔父武衡と倶に亂を作す。賴義の子義家。父の任を襲き。伐て之を平らけ。家衡の異父兄藤原淸衡をして。州を守らしむ。淸衡六郡を領し。鎭守府將軍に任し。陸奥出羽の押領使となり。平泉(磐井郡)に居り。遂に奥羽二州を攘取す。淸衡の孫秀衡州守に任し。磐踞益堅し。子泰衡嗣く。文治五年。源賴朝泰衡を誅し。葛西淸重を留守として。二州を綏撫し。糠部。磐手。閉伊。鹿角。津輕五郡を以て。其將南部光行に與へ。糠部郡(今の三戶郡なり)。手加崎(今の三戶町なり)に居らしめ。二十餘世に傳ふ。建武中興。源顯家州守に任し。鎭守府大將軍を兼ね。義良親王を奉して。本州及び出羽を兼知す。足利氏の反する。族弟家兼を以て探題となし(陸前加美郡大崎城に居り。大崎氏と稱す)。家兼の從子斯波家長を州守とし。紫波郡高水寺城に居らしむ。二人皆官軍に抗して敗死す。既にして顯家西上して戰死し。本州大半尊氏に歸す。元中八年。將軍義滿本州及出羽を以て。鎌倉管領足利氏滿に隸す。應永中氏滿の子滿兼。其弟滿

貞を本州の管領となし。十八年滿兼の子持氏。南部守行を守護とす。永享の末。滿貞持氏に禦して敗死し。州内統一する所なし。天文中。將軍義晴伊達晴宗を以て探題となす。是時に方て。州内及隣國の諸氏。互に相呑噬し。天正十八年。豐臣氏東征し。蒲生氏郷をして。本州及出羽の守護たらしめ。葛西の地(磐井。膽澤。江刺及陸前牡鹿。登米。桃生。本吉。氣仙。の八郡)を沒して。木村秀俊に賜ふ。翌年土寇蜂起し。秀吉秀次を遣り之を征す。南部信直從ふて功あり。紫波。和賀。稗貫三郡を加賜し。秀俊の地を奪て伊達政宗に賜ふ。慶長二年。南部信直盛岡城を築き。福岡(陸奥二戸郡)より徙る。關原役後。南部氏の封疆故の如くにして。州内過半を領し。世々盛岡に治す。南境三郡(膽澤。江刺。磐非)は伊達氏に屬す。明治紀元。王師北征。南部氏の封を削り。尋て江刺。膽澤。九戸三縣を置き。九戸を三戸と改め。既にして之を江刺に併せ。盛岡藩を廢して縣となし。又悉く合併して盛岡縣を置き。終に改稱して磐手縣と云ふ。物産の重なる者。鑛物は金。銀。銅。鐵。鉛。水晶。硯石。砥石。硫黄。石灰。石炭。磁石。植物は米。大小豆。荏粒。藍。煙草。苧麻。蒟蒻。藥草數種。紅花。紫草。楮。漆。檜。楢。葡萄。片栗。松蕈。椎蕈。鹿角菜。昆布。百合。動物は馬。牛。熊。猴。蠶種。鮭。鱒。鮎。鰻。鱸。鱈。鮪。鰮。海參。帆立貝。製造物は生絲。眞綿。南部紬。縮緬。太布。茜染木綿。紫染木綿。紙。筆。蕨繩。臭座。疊表。鐵瓶。陶器。煉火石。鉏。橇。漁網。傘。菅笠。魚粕。製造食物は鹽。白酒。餡。溫飩。罌粟霰。蕨粉。乾鮑。乾鰑等なり。

リソク 利息は。金穀貸借之事。古來何れの世か之なきはなし。その利息の如きも亦制限なかるべからず。今之を古今に徵するに。古來利息の高低一ならず。即ち古今利息の沿革一斑を下に叙すべし。古へ【利子をカゞと訓する事】村岡良弼の説に。日本紀持統天皇紀に。凡負債者。自二乙酉年一以前物。莫レ收レ利也。若既役レ身者不レ得レ役レ利。また貸賄など訓みて。いつれも利息のことにまさしく當れる詞と聞ゆるを。黒澤翁麿が雅言用文章に。こがれいくひら。但し。一ひらにつき。一月ごとにいくばくのかゞをかぞへん(これを俗言に譯せば。金何圓。但一ケ月何程の利銀と相定)と見えたり。今それは何より出けんと尋ぬるに。天武紀九年の條に。詔二百官一曰。若有下利二國家一寬二百姓一之術上者。詣レ闕親申云々と見え。谷川氏の倭訓栞のカゞの條に。日本紀に利の字をよめり。今も足利など此訓を用ひたり。文選に贏をよめるも同じといへり。されば黒澤氏もこれらに據られしにやあらむ。壒囊抄卷一に。文選に鬻者兼贏と云へり。李善注。鬻賣贏利と釋せり。クブサとは買賣の利潤也。利字をばカゞと讀む。カゞと云へ共利潤の義也とある。是なるべし。今正しく利足の事にあたれる者ならば。其語意はカリコか。そは借りたる物より出る子の意と聞ゆればなり。また係の意か。そは本につき添へし。今も利のかゝるといふ事は常にいへばなり。また影の意か。そは本にかゝりて出來る利子ともいふへるものにて。影の如き物ともいふへければなり。」又按ふに。利をカゞとよむ故は。穎毛の義にもあらんか。稻穎をケといへば。カとも云ふべく。毛をカといふは。白髮などの例もありて。鋭利の利は穎毛といふへき意ばへのなきにも非ず。さはいへ。いづれも上の説ども皆おしあてに嘗試にいふなり。利息をまさしくカゞといふべしや。いふべからずや。他に證を得て後ならでは定めがたし。こは曾て亡友水野秋彦氏と討論ひてし一斑なり」とあり。【沿革】文武天皇四年。律令を撰す。是年六月。淨大參刑部親王直廣壹藤原朝臣不比等。直大貳粟田朝臣眞人等に勅して。律令を撰定せしむ(續日本紀)。所謂大寶令是なり。而して令中借貸に關せる條左の如し。一。凡公私財物を以て出擧する者は。任に私契に依り官理するを爲さす。毎六十日利を取れ。八分の一に過るを得す。四百八十日を過くと雖も。一倍に過るを得ず。家資盡きたる者は身を役して折酬し。利を廻し本とするを得ず。若し法に違ひ利を責ひ。契外に掣奪する者あらば官理するを爲すべし。如し負債者逃避せば保人代償すべし。一。凡そ稻粟を以て出擧する者は。任に私契に依り官理するを爲さず。一年を以て斷と爲せ。一倍に過るを得す。其官は半倍。並に舊本に因て更に利を生し。及び利を廻し本と爲すを得す。家資盡きたるものは上條に准す。一。凡そ出擧は兩情和同して。私に契し利を取るへし。正條に過きは。任に人糺告し。利物は糺人に給すべし。謹按本文の意は。義解及び法曹至要抄に之を釋し。其の他先輩も亦之に論及したれば。今之を參取して。左に記せん。即出擧(出擧とは財物を出し貸して。利子を取り擧ること)は。公私とも多年を經ると雖も。一倍に過るを得す。一倍とは十物を貸して。二十物を徵すをいふ。譬へは錢一貫文を貸して。毎六十日八分一の利。百二十五文を得れは。四百八十日にて其利一貫文となり。即ち一倍の數となるなり。又官は半倍とあるは。私に稻粟を貸さは一倍の利。官貸は半倍に過きずと。公私の別ありしなり。元明天皇和銅四年。利子の法を定む。是歲冬十一月詔して曰く。諸國の大税は三歲の間借貸して其利を收むる勿れ。私稻を出擧する者は。今後半倍に過ることを得され(續日本紀。類聚三代格)。○元正天皇養老四年。利子の法を定む。是歲春三

月。太政官奏す。頃者百姓多く窮し。公私の事多く辨する能はす。若し矜恤せずんば。恐らくは存活しかたからん。請ふ諸國をして毎歲春初稅を出し。百姓に貸與して其食を續かしめ。秋稔に至り。數の如く徵納せしめん。稻既に利なし。本年納足せしめて停滯するを得さらしめん。又租稅を除くの外。公稻國用に供する者槩皆利なし。恐くは頓絕せん。請ふ諸國に命し毎歲十束を出擧し。利三束を收め。歲中本利俱に進めしめん。又和銅二年の勅を撿するに。私稻を出擧する者は。今後半倍に過くることを得されと。而して比來出擧多く法制に違ふ。若し臨時徵索して償ふ能はさる者は。其子姪をして。名を易へ重擧せしむ。姦詐此の如く。利を收むる本に過き積習俗を成し。極めて正理に悖る。請ふ出擧の法を定め。年歲を經るといへとも。利半倍に過るを得されと。奏可す(續日本記)。○光仁天皇寶龜十年。錢を貸し多利を貪るを禁す。官稻を出擧すること定數に過るを禁す。是歲秋九月甲午。勅して曰く。頃年百姓競て利潤を求め。或は少錢を擧けて多利を貪り。未た幾月を經すして忽然一倍し。窮民償を酬ひ。强て滅門をなす。自今以後宜しく令條に據り。一倍の利に過ることを得されと(續日本紀。類聚三代格)。冬十一月勅して曰く。官稻を出擧するは毎國數あり。違犯する者は之を罪して赦すことなし。此年外に在るの國司朝命を用ゐす。廣く隱截を擧け。大に潤益を圖り。豈妄の民爭て借貸を事とし。徵責に至るに及て報償すること能はす。田を鬻き宅を賣り他鄕に奔竄す。民の弊を受る此より甚しきはなし。今後官稻を隱截する者は。宜しく數に從て科斷し。里巷に却還して以て贓汚を懲さん(續日本紀。類聚三代格)。謹按。東大寺古文書中に。寶龜年間の借錢證書數通あり。之を見て當時借貸實際の事情を考ふへし。今其意を節取すること左の如し。寶龜三年二月二十五日附の證書に曰く。合錢一貫文加利一月百三拾文。右二個月を限り。本利還淸すべし。又同年八月二十八日附の證書に曰く。合二貫文加利一月百文。別に拾三文。又同四年二月二十一日附の證書に曰く。合四百文加利一月百文。別に拾五文。右四個月內に本利還淸すべし。又同年四月十日附の證書に曰く。合一百文加利一月拾五文。此外證書尙あれとも。煩なれは今之を掲けす。借本文令條に據るとは。每六十日八分一の利子を取り。四百八十日を過くとも一倍に過るを得ずとのことなり。然るに證書に見ゆる所は前文の如くなれは。讀む者宜しく令條と證書とを參看すへし。○後鳥羽天皇建久四年。錢貨を出擧する利子の制限を定む。是歲十二月勅して曰く。錢値の法は去年八月の宣旨狀に依り。一貫文に米一斛を以て此物とし。利分は弘仁十年の株に依り。每六十日に利を取ること八分の一に過るを得す。四百八十日を過るといへとも。一倍に過くへからす(法曹至要抄)。謹按。同書に之を論して擧錢の利子半倍たりとも。錢貨を停め米を以て辨せしめ。錢一貫文を以て米一石に充て。每六十日に利子を取り。四百八十日にて本錢一倍の利子たるへしと云へり。之を見て本文の意を參發すへし。○後花園天皇永享十二年。借錢の年紀により利子を定む。所領の地を質物としたるもの。返付の法を定め。及び質屋流物の期を定む。是歲令して曰く。先きに借主十年に至り辨濟せされは。其罰として十年以後三々倍を以て。返辨すへき旨を令すれとも。利平二十一年を過きさる者は一倍たるへし。但如し借主猶停滯する者あらは訴へ出つへし(建武以來式目追加)。○後陽成天皇天正十九年。豐臣氏奈良の商人數十人を誅す。高利の貸借を爲すを以てなり。是歲先是奈良の商人金銀を借り。高利を償ふものあり。人競て之れを借る。甲來て償を求むれは。乙の金銀を以て利子を加へて之を返し。乙來れは即ち丙丁等の金銀を以て倍蓰して之に附す。豐臣氏之を聞て。以爲く是れ穿窬と異ならすと。因て之を誅す(續本朝通鑑)。○中御門天皇享保九年。札差貸金の利子を定む。同年七月二十一日。札差の者(幕下の者給料の米金を扱ひ。之を抵當として金を貸すを業とする者)に令して曰く。以後札差の者は百九人と定め。貸金の利子は年一割半より高くするを許さす。之より賤利は其意に隨ふ(札差條目帳)。蓋し是れより以前は金拾五兩に付き。月別金一分の利子多し。因て年一割半即ち金二十兩に付き。月別金一分の定制となせり(本業要集)。九月札差百九人より訴狀に曰く。今般貸金の利子低下の定制にて。甚た困苦に及ひたれは。願くは月一割半と改制あらんを。因て令して曰く。既に年一割半と制を定めたれは。之れより高き利子を取るへからす。然れとも些少のことは借主と對談に任すへし(本業要集)。享保十四年。金銀借貸利子のことを令す。復た金銀貸借の訟を聽くへきことを令す。是歲十月二十六日令して曰く。元祿中金銀貨を改鑄せしより以來。穀價次第に騰貴せしが。近年に至ては大に低下したり。然るに借金質物の利息は前と同しきを以て。諸人大に困苦す。今より後元祿十五年以來の借金銀は。五分以下の利息とすへし。但以後借貸するものは雙方の意に任すへし。然れとも妄りに利子を貪るへからす(德川實記。憲法部類)。○櫻町天皇延享四年。札差貸金利子のことを令す。是歲十一月札差に令して曰く。貸金の利子は金二十兩に付き。月別金一分の制を固守すべし。寛延二年。札差貸金の利子を改む。是歲九月札差に令して曰く。以來貸金は金一兩即ち銀六十目に付き。月別銀九分の利子と定むへし(本業要集)。○後

櫻町天皇明和二年。醫者の高利を貪り。金を貸すことを禁す。是歳九月二十七日令して曰く。聞く醫者利子を高くして。世上に金銀を貸出し。返金の滯ることあるときは。醫者多人數にて其家に至り。大聲して晝夜去らす。恣睢の擧動を爲すものあり。抑返金の滯りを催促するは。其意に任すへきなれとも。右の如く借主を辱かしむるは不法の至なり。且過分の高利を貪るゆゑ。他のものより醫者へ金を託し。貸出すも亦之あり。既に市廳より罰せしことも之あるに。返金滯るときは法外の催促を爲すへしと證書に掲け。利子は通例の如く書載すれとも。其實は高利を取り。且謝金と唱へ。貸金の內より幾分を收めしは不法の業なれは。返金を促すは隨意なれども。不法のことを爲すを許さす。又他人より託されたる金を自己の金と爲し。貸出すことを許さす。若し令に背くものあらは其罪を赦さず(憲法部類)。○後桃園天皇安永六年。札差中高利を貪る者を罰す。是歳札差某禮金を取り。證文書替に其月より利子を掛け。月踊を取りたり因て罰金を命す(本業要集)。八年札差の高利を取るものを罰す。高利貸しの者を糺明すれとも。一般の貸主は勝手たるへきことを令す。是歳六月。札差中布令に背き。證文書替踊禮金を取り。高利を貪る者を罰す(本業要集)。十月令して曰く。盲人并浪人の輩高利の金を貸出し。不法なる催促をなし。不屆に付き。今回右の如き者は奉行所にて撿查せり。然るを他一般の金銀を貸す者も撿查せらると思ひ。貸渡方差支ふるにより。困苦する者も之ありと聞ゆれとも。他一般の金銀貸借は勝手次第たるへし(牧民金鑑)。○光格天皇寛政元年。札差貸金の利子を改め。及び舊借棄捐の事を命す。是歳九月札差の者に令して曰く。以來貸金は金二十五兩に付き。月別金壹分の利子たるべし(札差條目帳)。舊來の貸金は。六個年より以前の分を棄捐にして。五個年以來の分を。金五十兩に付き。月金一分の利子とし。今年より以來の新貸は貳拾五兩壹分とすべし(本業要集)。當時札差の者私に論して曰く。借金を棄捐にするときは。不借の者は自己の損失と思ふの弊起るへし。譬へは今此に一老父あり。其子遊惰にして金を費し。負債を爲したるに當り。其父之を償ふときは。其子復た負債を爲すは必然なり。故に其父たるものは。償はさるを其子のために宜しとす。何となれは償はされは其子困苦すへし。困苦するときは或は本心に復すべし。故に借金を棄捐にするときは。復借金するは必然なり(本業要集)。○仁孝天皇文政三年。村方手當貸附。及び官貸金等の利子を低下することを命す。馬喰町官邸貸附金返納の方法を命す。是歳四月十日令して曰く。公領內貧困の村方手當。脇往還村宿助成等の貸附を始め。其他官貸金返納に困難の趣を申出て。不納の分不少に付き。止むを得さるの分は操替渡等を爲したれとも。年々際限なきにより。宿村差出金其外とも官貸金の利子。年一割以上の分は一割以下に引下け。是まで一割以下の分も成るへく引下け。且利倍貸の主法を設けたる分も利下け。或は十年間ほど無利足とするか。凡平均年に五六分ほどの利子たるへきやう取計ふへし。尤とも宿村差出金は宿村の者へ篤と申諭し。利下けとなるへきやう取調べ申出つへし(牧民金鑑)。天保十三年。札差へ利子のことを命す。借貸利子は金二十五兩一分と定む。貸金不融通に付き。融通を便にすへきことを命す。質物利下けの事を命す。是歳札差の者に令して曰く。貸金は金一兩に付き。一月銀五分利子の定制を固く遵守すべし(札差條目帳)。○孝明天皇安政五年。醫者高利を取り貸金するを禁す。是歳十一月八日令して曰く。醫者金銀を貸出すとき。連印貸しと稱して。貸主にあらさるものに連印を爲さしめ。而して證文を改むることに禮金を取り。且つ豫め其利子を取り。其他尙不法の事あるにより。以來は師家に同居する者より訴へ出るとも。其訟を聽かされは其師よりして訴へ出つへし。期月も五六月を經たる後は訴へ出るを許すといへとも。借主へも通知せすして妄りに訴へ出ることを許さす。且連印證文を廢するにより。師家に同居する者より貸出したる分は。其師の名に改むへし。若し違ふ者あらは嚴に之を罪せん(觸書留)。文久二年。負債償却の事を命す。是歳十二月令して曰く。馬喰町官邸よりの借金は年五分の利子とし。元金二十箇年賦として返償すべし(觸書留)。以上貨幣史備考を抄出す。」猶天保。弘化の間市中への觸面。町方記錄に見えたるを出して。右の參補となす。○天保十三寅年九月。世上金銀貸借利足之儀。是迄壹割半に候處。以來金貳拾五兩に付。壹歩の利足にて。利下け被仰出候間。諸國とも右之割合を以て。無滯貸借致し。相對右より高利金一切貸出し申間敷候。尤有定之外。品々の名目を付け。多分之雜費取候儀決而致間敷候。一。是迄金貳拾兩より高利に貸出し候分も。此節より以後不殘貳拾五兩に付。壹歩之利足に相直し可申候。其餘利安貸出し置候分は。猶更勝手次第に致べし。一。宮門跡方。其外名目有之。貸附金之分も。同前たるべき事。一。此度金銀貸借。利分之割合。右之通に相成候上は。以後棄損等之沙汰無之儀に付。金主とも致安心貸出し。世間之融通無差支樣可致候。(尤右に付ては。返濟方も是迄之備金銀棄損に可致との心得違は致間敷。貸方に容易出訴可及筋は有之間敷。諸事寛政九巳年金銀之出入之儀に付相違候趣。彌堅相守精々實意を盡し。取引可致候。若右之趣相背。節義に欠け候取計於有之は。無川捨及吟味に。右之廉に

て嚴敷告可申付候。右之趣在町へも可被相觸候。九月。」同年十月。金銀貸滯之儀に付。當九月相觸候後。容易に出訴致候儀は不相成儀と相心得。金子貸出し候もの麁略融通不宜由相聞候。假令今般相定候利足にて。是迄高利に當り候證文有之候とも。及出訴候得は。今般相定候利分に引直し。嚴敷濟方金子共。聊無麁略貸附候樣。名主支配限り能々可申論候。右之通被仰渡奉畏候。爲後日仍如件。寅十月廿一日。」同年十一月。諸色直段引下之儀。厚御世話有之候に付。質物利足之儀も。元祿度の定より貳割五歩引下け。渡世致し度旨。當三月中申立候間。承屆置候處。今度世上貸金銀貳拾五兩に付。利足壹ヶ月壹分宛御定被仰出。右之釣合にては。當春引下候質物利足。未格別高直に相當候間。以來左之通引下可申候。金壹分以下錢質之分一錢百文に付。壹ヶ月利足貳文。金貳兩以下。一。金壹分に付。壹ヶ月利足貳十文。金拾兩以下一。金壹分に付同利足十六文。金百兩以下。一。金壹分に付。同利足壹分。但是は元祿度定之通り。年八歩之割合居置申候。右之趣相守正路に渡世可致。尤是迄質入品受戻し候節も。右之割引直利足可受取。若此後不正之取計致候もの有之にゐては。吟味之上急度咎可申付候。右之通町中不洩樣可相觸知もの也。寅十二月。右之通從町御奉行所被仰渡候間。町中質屋共は勿論。家持。借屋。店借。裏々之者ともへ壹人別々に申聞。一統行屆候樣。町中不殘入念可相觸候。」同十四年卯年中伺。水野越前守殿伺之上市中取締名主。世上質物利足之儀。先達而觸渡置き。其後猶又下質其外之儀に付。申渡置候處。從來之利足割合相減。小前之質屋とも難儀之由にて。自ら家業見合せ候ものも有之哉に相聞。其日暮之もの共は。質物を以。當座之間を合候處。家業見合候もの有之候ては。自ら下々之もの難儀可致に付。小前之者融通之ため。當分利分定に不拘。元祿度以來之格合に見合。相應之利分受取。聊不危踏正路に取引可致。其方共より右渡世之者共へ不洩樣可申聞。右之通被仰渡奉畏候。爲後日仍如件。卯七月。」○弘化二巳年二月。町會所貸附金無利足。二十ヶ年賦濟に相成候分。右年限中貸増不相成候ては。銘々貸長屋向修復等にも差支難儀可致候間。廿ヶ年賦返納致候ても。多分手取有之分は糺之上。右手取相當之金高別口利付五ヶ年賦。元利成崩之積に貸増可申付候。尤無利足廿ヶ年賦貸増五ヶ年賦二口とも返納可爲致旨。御掛御役人被仰聞候間。此段御達申候。巳二月廿二日。(維新後追々令達あり。明治四年貸借利子多寡の定制を廢す。是歲正月十八日。御布告に曰く。貸金銀利足のことは是まて定制あれとも。自今は貸借雙方相對示談して利足を定め。貸金證文へ必す書載して取引すへし。然る後は金子貸渡のとき前利に引落すなどの取引を爲すへからす。若し背くものあらは雙方とも曲事たるへし(憲法類編)。同六年三月七日。貸附證文中相當の利足。又は利足とのみ記載したる者は。裁判上利足金高百分の六と定む。同年三月十七日。貸金利息は裁判決定の定日計算せしむ。同年三月廿五日。無利足貸金預ヶ金賣掛代金等は返濟期限の日。又は渡し方の掛合を受けたる日より。利足を生する筋に付其歩合を約定せしむ。同年十月廿八日。貸借利息は金穀返濟の日。又は身代限配當處分濟の日迄利息を計算す。同七年八月卅一日。六年第四十三號布達に但書を追加す。同十年九月十一日。【利息制限法】を定む。第一條。凡そ金銀貸借上の利息を分て契約上の利息と法律上の利息とす。」第二條。契約上の利息とは。人民相互の契約を以て定め得へき所の利息にして。元金百圓以下は一ヶ年に付百分の二十(二割)。百圓以上千圓以下百分の十五(一割五分)。千圓以上百分の十二(一割二分)以下とす。若し此限を超過する分は裁判上無効のものとし。各制限にまて引直さしむへし。」第三條。法律上の利息とは。人民相互の契約を以て利息の高を定めさるとき。裁判所より言渡す所の者にして。元金の多少に不拘百分の六(六分)とす。」○第四條。第二條に依り。定限利息の外總て人民相互の契約を以て禮金利等の名目を用る者あるも。總て裁判上無効の者とす。」第五條。返還期限を違ふるときは負債主より債主に對し。若干の償金罰金違約金科料等を差出すへきことを約定することあるとも。概して損害の補償と看做し。裁判官に於て該債主の事實受たる損害の補償に不當なりと思量するときは。之れに相當の減少を爲すことを得(以上貨幣史備考及ひ類聚法規)。右貸借利子の制。その大略を知るへし。さて金利のことに就て。猶參考のため其考說を抄す。依田百川氏の說に。借金利子の騰貴する。今日より甚しきは無し。昔は一月に五十兩。或は三十兩。或は二十五兩にして。一分の利を求むるを定法とす。偶二十。十五一の利子ありとも聞えたれど。是もは盲金とて借る人も世に憚ることなりしか。今は民間の貸借に。田舎は猶二十一の利ある由なれとも。都會に至りては十五一。或は十兩一。五兩一を以て尋常のことゝするに至る。甚しきは一月五兩にして二分の利もあり。これに加ふるに借貸二月。或は三月を限りて先利子を引去り。更に謝金を求むるか故に。金五圓を借らんとするに。僅三圓餘を得るのみ。利子の貴きこと極れりと謂ふ可し。然れとも利子の貴きことは往昔も有りしことゝ見えて。頃者應永年間の鈴鹿氏の日記を閲るに(鈴鹿氏は吉田氏の被官とみゆ)左の證書を得たり。證の爲にこゝに載す。」○借用仕候灰吹鳥目の事。錢合百貫文。此

リソク

利一ヶ月に付四貫文。灰吹合五十兩。料目二百十五匁。此利一ヶ月に付。六匁四分五厘。右錢灰吹借用所實正明白也。爲其質物。兩人之田畠吉田にて二町八反。內壹丁三反大角筑前。壹町五反は鈴鹿大藏。來年十一月迄預置申候。若兩銀錢遲々仕候者。兩人田畠永年作取に可被致候。其時一言も違辭申間敷候。仍借狀如件。應永元年十二月八日。鈴鹿隼人正定康判。大角筑前守時行判。伊地知宗雲老。此利子を按するに。百貫文にして一ヶ年四十八貫貳百十五匁にして。一ヶ年七十七匁四分となる。錢は四割の利にして。金は三割餘となる。今の甚貴きか如くなられとも。幕府治平の時に較れは貴きこと知る可し。盖利子の騰貴するに二の原因あり。一には金錢少くして。これを需むるに容易ならす。故に利子を多くして。これを借るに至るなり。二には借貸不信なるに因り。財主借る人の信を失ふを恐れて豫これか地を爲し。遂に利を收めんとするか爲なり。思ふに古の利子貴かりしは金錢の數世に乏しく。これを得るゝ難きによる。今の貴きは人の信を失ふ多きに因るなり。人信を失ふゝ少なけれは。財主心を安くして已か藏を人に委れ。自ら利を多く求めさるに至る可し。要するに國に產物多く。人民勉强するときは。金錢の融通ょくして早く借り早く返し。信を失ふの患なく。且借さんとする者多く。求めすして利子賤に至るを知る可きなり。或は官に制限法を立つ可しとの說あれとも。決して行はる可しとも覺えす。唯富國の術と。勉强心を發せしむるとを除くの外。別に借貸を便利にするの妙法有る可らす。又增田贇氏の說に。利息の制限雜令に載す。云く。公私以二財物一出擧者。每二六十日一取レ利。不レ得レ過二八分之一一。雖レ過二四百八十日一。不レ得レ過二一倍一。不レ得二廻レ利爲一レ本。又云。以二稻粟一出擧者。以二一年一爲レ斷。不レ得レ過二一倍一。其官半倍。又云。取レ利過二正條一者。任人糺告利物。並給二糺人一後ち七十餘年(元正帝養老二年律令更撰より後なり)。桓武帝延曆十四年閏七月一日。勅して官粟稻を出擧するの利息を減省し。十束に三束を收せらる。後ち十年平城帝大同の初め。改めて十束に五束を收せらる。是れ令所謂其官半倍の制と同し。後數年嵯峨帝弘仁元年九月廿三日。勅して延曆十四年の勅に依るべしと定めらる。是れに於て官稻の利。令の定むる所に比すれは五分の二減省せり。私稻を出擧するとは。是れに先つて。聖武帝天平九年(養老二年より後ち十年)。勅して之を禁斷せられ。又孝謙帝天平勝寶三年(天平九年より後ち十五年にして。延曆十四年の前四十年とす)。先勅を申して禁斷せらる。何そ復た利息の減省と否とを問はん。弘仁十年五月二日の格に云く。自今以後公私擧錢。宜下限二一年一取中半倍利上。雖レ積二年紀一不レ得レ過二貴一。若有二

リソク

犯者一科二違勅罪一。有レ人糺告以レ贓賞レ之者。是に於て擧錢の利。令の定むる所に比すれは三分の一減省せり(令の定めに依り計算すれは。一箇年の利十分の七九の割にあたる。此れ六十日六個を以て一箇年となし。之を算するなり。但し令文日數を以て之を言と雖とも。未た六十日に滿たさる者は。利を取らさるの法とす。近今日步或は半箇月を以て利子を算する如きならさるなり。格文に依り計算すれは十分の五の割にあたる)。後三百二十餘年。後鳥羽帝建久四年十二月廿九日。宣旨云。應三錢貨出擧以レ米辨二償利一事一貫文。別以二米一斛一爲二正物一。於二利分一者依二弘仁十年五月二日格一。每二六十日一取レ利。不レ得レ過二八分之一一。雖レ過二四百八十日一。不レ可レ過二一倍一歟。法曹至要抄之を解して云。擧錢之利雖レ爲二半倍一。停二止錢貨一以レ米致レ辨者。以二錢一貫一充二米一石一。每二六十日一取レ利。再滿二四百八拾日一者。可レ爲二一倍利一矣。是れ當時米を以て利を償ふには。仍ほ令所謂の八分之一の法を用ひしなり。後二百三拾餘年。後花園帝永享の頃(足利義教治を爲すの時)。借主等相二待十ヶ年一。令二無沙汰一之間。爲二其誡一。彼年巳後以二三倍一可二返辨一之旨。先度雖レ被二仰出一。於二利平一者不レ過二廿一ヶ年一者。可レ爲二一倍一の制あり。後十餘年長祿三年十一月十日(是時足利義政治を爲す)。洛中洛外質物の定めに云。一。絹布類。繪衫物。書籍扇。樂器の具足。家具。並雜具以下。五文子於二約月一者許置十二ヶ月。一。盆香合。花瓶。香爐以下。金物武具等者可レ爲二六文子一。於二約月一者廿ヶ月。但至二武具一者可レ爲二廿四ヶ月一。一。米穀並雜穀等。利平同前。於二約月一者可レ爲二七ヶ月一と。是れ當時利息の制概見すべし。德川氏治を爲すや。寬保二年定書を撰定し。家貸諸借金利息一割半以上之分は。一割半に可直の法あり。後百年天保十三年壬寅九月に至り。一割半を金貳拾五兩に付。壹分之利足に引下け。諸國共右の割合を以。無滯貸借致。相對有より高利一切貸出申間敷。尤右定之外。品々之名目を附多分之雜費取候儀。決而致間敷旨令せり。而して利金高の元金高に過ぎ。及ひ利金を元金となすは。亦審理上許さゞる所なり。當時町奉行鳥居甲斐守上書に。元金より利息相嵩候は。元金高より以上の利足は。不足の上裁許に申付。十ヶ年餘に而。追々利足を元金に結ひ。新規借用。又は預金證文に相直し候分は。相對濟申付取上裁許致す間敷候の文あり。此く改令を以て。利息の率を下げしより。此利息にては貸す者無りしと見え。十四年五月觸あり。金二十五兩一分之割合を以て取引可致旨。去寅八月中相觸候に付ては。双方共不實の義無之樣可致は勿論に候處。借方の者共兎角等閑に相心得。濟方不抄取。金主共も利益薄を厭ひ。融通不宜趣相聞候。依之奉行所に於て吟味の上裁判

中付候分は向後切金には不申付。直に日限を以て濟方申付埒不明に於ては。身代限金主に爲相渡べしと。政府より保護を與へたり。後廿七年慶應四年(此年改元明治)戊辰二月。金銀貸借利足之儀。天保度觸置候趣も有之候處。當分之内御府內限り右觸面に不拘。相對融通之爲。相當之利足請取候儀者不苦候。左樣迚格外高利等貸出し候儀者致間敷旨令せり。蓋し是れ吾邦利息の制限を廢し。契約の自由に任かせし始めなりとす。然れとも是時德川氏既に大政を返上し。干戈尋いて起り。其令終に行はれす。明治の初め金銀貸借を審理する。仍ほ天保の制に因れり。三年三月七日。金穀貸附證文中。相當の利足又は利足とのみ記載したる者は。裁判上利足金高百分の六と定む。同廿五日。預ヶ金穀。賣掛代金。無利足貸金穀等の類。可相渡期限に臨み。渡方延滯の節は。其期限の日。期限なきは渡方の掛合を受けし日より。何れも利足を生し可申筋に付。双方示談を以て利足步合を定め。證文を受取渡すへし。明治四年辛未正月に至り。貸金銀利足是迄定制有之候處。自今貸借雙方之者相對示談之上。利足取極め可致。前利に引落候抔之取引致間敷旨公布あり(六年二月此公布中。前利に引落候抔之取引致間敷の文。删削の公布あり)。是れ吾邦利息の制限を廢し。契約の自由に任せし眞の始めなりとす。同六年三月金穀貸附證文に。相當の利息又利息とのみ記載せるは。法律上の利息金高一ヶ年に付。利息百分の六に定め。裁判致す旨公布あり。今玆十年九月に至り。利息制限法を定めらる。蓋明治以來利息制限を定むるは。是れ此れを始めとなす。但し其限たる元金千圓以上に於ては。天保の令に等しく。千圓以下百圓以上に於ては。寛保の令に等しく。百圓以下に於ては弘仁の格より五分の三を減せり。明清共に違レ禁取レ利之律あり。曰く。私ニ放錢債。及ひ典ニ當財物ー每レ月取レ利。並不レ得レ過ニ三分。年月雖レ多不レ過ニ一本一利。之れを解する者云。借ニ當銀一兩。每レ月止許レ加ニ利銀三分。積至ニ三十三ヶ月以外。則利錢已滿ニ一兩。與レ本相等。雖ニ年月之多。不レ得下復照ニ三分一算上レ利。是れ銀一兩は百分則十匁にして。一ヶ年の利三匁六分とす。余識る所の支那人あり。利息沿革を問ひしに。近今は律例定むる所と大減大增あり。當甫銀行等に於ては利四厘。或は六厘。或は八厘。等しからす。小商人間に於ける四分五分六分(千兩に付每月六拾兩の割合)等しからす。仍ほ甚た大なる者あり。若し錢債を訴ふる時は。其利三分に過る者律に照し。罪を科す。是以假令利を取る多きも。借券內に於ては律例に觸れさる利息を書すと云へり。伊太利和蘭英吉利亞墨利加合衆國の諸國にては。利息の制限なし。佛蘭西にては。古時貸借をなすと雖とも。利息を收することを禁し(當時利息を取るを禁するを以て。人積んて貸さす。或は種々の名を假り利を取るを謀る。年金の如きも是に由て起ると)。中頃商業上に於ては之か制限を立てす。民事上に於てのみ百分の五と定め。其後民事上の制限をも廢し。總て人民の契約にまかせたり(利息に利息を取るは之を禁せす。故に一年以上利を拂はさる時は。利の利を出すへきの義務を生すと。民法千百五十四條に見ゆ)。千八百七年九月三日に至り。再ひ制限を立て。民事上に於ては百分の五。商業上に於ては百分の六と定む(此後千八百六十四年。利息をして自由ならしむるの議あり。之を可とする者多し。而も終に決定に至らす)。是れ今に至り現行する所と云。蓋し貸借の事たる。人世已むを得へからさるなり。已てに已むを得へからされは。利息の道亦已むを得へからさるなり。惟古今變有り。國土宜きを異にす。其利息或は多く。或は少なく。或は制限を立て。或は制限を立てす。是れ已むを得へくして。之を已まさるものか。將た已むを得へからさるもの有て然るなり。今一二の見聞を臚列し以て自ら考に備ふ。明治十年第六十六號布告に。利息を契約利息及法定利息の二種とし。契約利息の制限は之を百圓以下は年貳割。百圓以上千圓以下一割五分。千圓以上一割二分とし。此程度を超ゆるものは裁判上之を無効とし。制限額に引直さしむるものとし。明治十年十月九日。福岡縣令渡邊清より利息制限法の儀伺に對し。米穀衣服も代價に引直し。同く制限せらるゝ旨指令あり。又同年十二月二十八日。民部省は廣島縣令の伺に對し。制限以上の高利には區長戶長奧印すへからすと雖。刑事犯罪にあらすとし。明治二十九年四月四日。民法には法定利率は元を年五分とし。明治三十一年制定の商法にありては商行爲には法定利率を六分とす。然れども俗に高利貸なるものありて。手數料其他の名義を附して。制限以上の高利を貪るを少からず。

リツシウ　立秋。月令廣義に。孝經緯に云。大暑十五日。斗指レ坤爲ニ立秋ー。七月節とあり。大陽曆は大概八月中とす。

リツシユム　立春　立春は。扶桑歲時記に曰く。立春は正月の節なり。大寒の後。十五日斗柄艮に指を立春といふ。立は始建也。元日は正月の日の始也。立春は正月の氣の始なり。一年の天運是よりはじまる時なれは。つゝしんで心を改め。その始を正くすべし。もろこしには。此日春盤をすゝめ。醬粥を食し。春餅をくらひ。桃湯に浴する事なと侍るよし。月令廣義に見えたり。」立春の時より。婆餅焦はしめてなく。此鳥はもろこしの黃鶯にもその音猶まさりて。めでたしとなん。黃鶯のこえき

ける人はいへり。いなかには山中ならてはうくひすはきなかす。都にはうぐひす多くして。園あるやど林ちかき所は。家にかはされども。その聲賞すべし。秋にいたるまてなくことやます。杜鵑も又多くしてなく事しげし。是地氣のかはれる故なるへしと云へり。

リツレイ　律令の語は。古今其の意義を異にす。古は律と令とを區別し。政令を令と名つけ。刑名を律と稱せしを以て律令といへは。此二者を併稱したる者なり。日本政度通に云はく。支那に於て。古來天下を治るに四の法典あり。律令格式といふ。令は萬事の定例を示すものにて。勸誡を本とし。格は時を量りてその宜しきを裁するもの。式は法令の闕遺を補ふもの。而して律は法に違ひ罪を犯すものを罰すべき刑書にして。懲肅を以て本とせり。此四書は隋を經唐にいたりて全く備はりしものなり。本邦の古に於ても。天下を治むるに法あらずといふをなし。然れども上古簡樸の世には風俗慣習を本とし。時に隨て量定しつれば成文の法典あるとなし。推古天皇の十年皇太子厩戸みづから憲法十七條を作られ。國家の制法これより始まれり。後天智天皇元年大織冠中臣鎌足等に詔し。唐の開元(玄宗年號)令に准じて始めて律を定めしめ。孝德天皇の朝の舊章を損益して。略條例を立てらる。此令を近江令といふ。凡二十二卷あり。今傳はらず。文武天皇四年刑部親王。藤原不比等をして重ねて律令を撰定せしめ。翌大寶元年修撰の功成りて。二年天下に施行せらる。近江令を准正として增損せられしものなり。これを大寶の律令といふ。令十一卷。律六卷あり。元正天皇の養老二年。また藤原不比等に勅して令律を刊修して各十卷となす。是を養老の律令といふ。今に傳はるものなり。此より大寶の撰をば。古律古令(又前令)と稱せり。此後桓武天皇の延暦十年。律令二十四條を删定し。同十六年令格四十五條を删定したれども。其大躰は大寶の制定によりて。文章條數の增減をなしゝのみなり。

律十卷十二篇。其目左の如し。

名例。衞禁。職制。戸婚。厩庫。擅興。賊盜。鬪訟。詐僞。雜律。捕亡。斷獄。

令十卷三十篇。其目左の如し。

官位。職員。後宮職員。東宮職員。家令職員。神祇。僧尼。戸。田。賦役。學。選敍。繼嗣。考課。祿。宮衞。軍防。儀制。衣服。營繕。公式。倉庫。厩牧。醫疾。假寧。喪葬。關市。捕亡。獄。雜。

律は亂世に亡逸して。今僅かに名例。衞禁。職制。賊盜の四篇を存し。令も倉庫。醫疾の二篇を失へり」と。古にありては。律令格式(りつりやうきやくしき)など。律令(りつりやう)と訓じ。決してりつれいとは言はざりき(ハソリツ參看)。

【臺灣總督府律令】今日に於ては律令の名は臺灣總督府に於て法律に代るへき命令に名つくるものにして。此發令は臺灣總督府評議會の議を經て勅裁を仰くものとす。而して緊急を要する場合にありては。先つ發令して後狀を具して勅裁を仰くものなり。

リテイ　里程は。崇神紀に云。六十五年秋七月。任那國遣二蘇那曷叱知一朝貢。任那者去二筑紫國一二千餘里。北阻レ海。以在二鷄林之西南一と。是れ日本紀に里程を掲載せし始めとす。五町を以て一里と定められしとの確に見えたるは。雜令に。凡度レ地五尺爲レ歩。三百歩爲レ里と。また軍防令に云。凡置レ烽皆相去四十里。若有二山岡隔絶一。須二遂レ便安置一者。但使レ得二相照見一。不三必要二限四十里一と。また厩牧令に云。凡諸道須レ置レ驛者毎二三十里一置二一驛一。若地勢阻險及無二水草一處。隨レ便安置。不レ限二數里一と。大寶令は粗ゝ近江令に似たりと云へは五町一里の制は近江朝より原起せしなるべし。天平寶字六年建る所の。多賀城の碑文に何里とあるは。五町一里の數を掲けしものなり。出雲風土記云。國之大體。首震尾坤。東南山西北屬レ海。東西百三十七里十九歩。南北百八十三里百九十三歩。また常陸國風土記。釋日本紀及萬葉仙覺抄等に引く所の諸國風土記に里數を掲しもの。何れも咸五町一里の制なり。また本朝文粹都良香富士山記に云。頂上有二平地一廣一許里とあり。刑部式に云。凡流移人者。省定二配所一申レ官。具錄二犯狀一。下二符所在並配所一(注略)其路程者從レ京爲レ計。伊豆(去レ京七百七十里)。安房(一千一百九十里)。常陸(一千五百七十五里)。佐渡(一千三百廿五里)。隱岐(九百一十里)。土佐等國(一千二百廿五里)。爲二遠流一。信濃(五百六十里)。伊豫(五百六十里)。爲二中流一。越前(三百一十五里)。安藝等國(四百九十里)。爲二近流一と。以上何れも【五町一里】の制なり。然るに又六町を以て一里と爲すといふは。異稱同程にて五町を以て一里となすも。六町を以一里となすも。其實異なるとなし。成形圖說に云。三十六町爲二一里一も。六町四方田地の制にていにしへの五町は量地尺長ければ後の六町と其實は同し。因て昔の一里は今の六町といふもこの傳へなりとあり。拾芥抄編成の頃は猶【六町一里】の定めなりしなり。制度通に云。今は三十六町を以て一里とす。又は五十町を一里とす。何れの項より

リテイ

と云ことを詳にせず。拾芥抄に。三十六町爲二一里一と云ことあり。是は田地のつもり方。一町の田を卅六ならべたるを云。路程のことにあらず。三十六町を一里と路程をつもるは是等より轉するなるべし。惣別本朝に里と云こと三樣あり。戶令に以二五十戶一爲二一里一と云は土地の廣狹によらず。家數を以て。一在所を立たる名也。雜令に。凡三百步爲レ里と云は路程の法なり。三十六町を一里と云は田地のつもり其わけ不レ同とあり。又古事記仁德紀傳の細注に。今は間を積て町と云ひ町を積て里と雖も。古へは路を度るに幾町と云ともはなかりき。又中昔の物には幾段と云とも見えたり。町といひ段と云は田地を度る量よりうつれることなり」とあり。隆治按するに五町或六町を以て一里とせし制なれは。里以下の少數は强て求めざりしか。其罕に唱るも步を以て呼びしなり。然れとも亦延喜以後には。既に町段の稱あり。即左京式に云。凡神泉苑廻地十町內。令二京職栽一レ柳(町別七株)。また諸陵式に按上博多山上陵(大和國葛上郡兆域東西六町。南北六町。守戶五烟)。百舌鳥耳原中陵(和泉國大鳥郡兆域東西八町。南北八町。陵戶五烟)など記す處によれは。延喜式撰修の頃。既に陵墓區域の廣狹を數ふるに。町を以てせしなり。即山陵の如き。東西二里四町とは唱へず。佐保山南陵の如き東四段西七町などあるは直徑の度に非ず。田制の唱にして。南七町とあるは田制の數にあらずして。直徑の度なり。此の如く或は直徑の度を以てし或は田制の數を以てせし等種々混雜せるを知るべし。再說三十六町或五十町を以て一里とせしを制度にも云る如く。原起の時代詳なられ共。參考太平記に云。千劒破の山廻り一里に餘れる大山なれはとあり。是れ【三十六町の一里】なるへし。又云。千劒破城の四方二里か間は。見物相撲の場の如く打圍て。尺寸の地をも餘さず」と。是亦三十六町の一里なるべきを思へば。制度通にも云へる如く。原と田地を三十六町(即六町四方)並べたる稱呼より轉せしものにて。其時代は鎌倉の末つ方より以來の事なるべし。又五十町を以て一里とせし時代も詳かならすと雖も。足利氏の中世既に【五十町一里】の制ありしと云へり。申叔通が海東諸國記凡例に云。道路用二日本里程一其一里准二我十里一と記せり。此書は後花園天皇の在位中までの事を記したれは。其頃申叔通屢來朝して。本邦の地理風俗等を探記せしものにして。當時既に五十町一里の稱呼ありしを知るへし。和漢三才圖會に云。按。倭一里古者五十町。其一町六十步也。其一步六尺五寸也。諸國記之說大概合焉。中古以來用二三十六町一(其一步六尺)。當二華之六里一。今亦和。河。泉。伊勢等之南海道多用二古道一。其餘用二三十六町一。又奧州驛路外多以二六町一爲二一里一有之」とあり。

又松井輝星が宅山石に云。大子傳崇峻天皇二年條云。東西二千八百七十餘里。南北五百三十六里。按に。是は六町一里といふを以て。記されたるなるべし。日本水土考云。日本經度東西凡十二度。南北三度。或は二度。按に。こゝに一度といへるは凡四十里の積なり。其一里は三十六町一里の積なり(中畧)。合類節用集云。本邦又六十町。四十八町(伊勢路の如き)。四十町(足利氏の末に行はると云)。七十二町(山陽道の如き)等を以て一里と稱せしあり。中古以後兵亂止む時なく。豪雄諸國に割據し。各自意の欲するに任せて。里程を改革せしより。此の如き各地異同の里數を混せしと雖も。遂に王政復古明治六年六月。第二百十三號を以て全國の里程を公達せられ。仝九年三月三日。第廿四號公達を以て。前の里程を廢し。更に東京より各府縣への郵便線路里程表を頒布せられ。仝五月五日。內務省丙第廿二號を以て里程本標(郵便線路)取建驛遞局へ可二屆出一旨達せられたり(是より先き。里程取調方及標柱書式改定等に關し屢官令ありと雖も。幾程もなく廢されたれは畧す)。玆に至て全國一般三十六町を以て一里とするの制確定し。各地異同の煩雜を一洗せり。是れ里程沿革の概畧なり。【支那里程】里程沿革獨り本邦のみに非す。支那にも古來里程の沿革あり。先つ周の一里は本邦今稱の四町四十七步有奇。一步は今の五尺七寸五分有奇。秦漢の一里は本邦今稱の三町三十五步五尺三寸有奇。一步は今の四尺三寸一分七厘七毛八糸。唐の一里は本邦今稱の四町十步。明の一里は本邦今稱の五町。明五尺を一步とし。其三百六十步を一里とす。本邦の曲尺と同寸なり。故に其一里即千八百尺を本邦の六尺を以て除せは三百間となる。是を六十間にて除すれは今稱の五町を得るなり。【海里】里程は陸路のみにあらす。海面にも古來行程區域なきにあらす。仲哀天皇紀に曰く。八年春正月己卯朔壬午幸二筑紫一。時岡縣主祖熊鰐聞二天皇車駕一。(中畧)參二迎周防沙麼之浦一。而献二魚鹽地一。因以奏言。自二穴門一至二向津大濟一。爲二東門一。以二名籠屋大濟一爲二西門一。限二沒利島阿閉島一爲二御筥一。割二柴島一爲二御甂一。以二逆見海一爲二鹽地一。既而導二海路一と。又持統天皇三年八月紀に云。丙申禁二下斷漁中獵於攝津國武庫海一千步內。紀伊國阿提郡那耆野二萬頃。伊賀國伊賀郡二萬頃上。置二守護人一准二河內國大鳥郡高脚海一と。是海面にも區域ありしを知るへし。また遠近里程の稱ありしは。孝謙天皇天平勝寶六年二月紀に云。丙戌勅二太宰府一。去天平七年故大貳從四位上小野朝臣老遣二高橋連牛養於南島一樹レ碑。而其碑經レ年。今既朽壞宜依レ舊。修樹每レ碑顯二著島名泊船處去就國有レ水處及行程一。遙見二島名一。令三漂著之船知レ所二歸向一と。是れ海上の遠近に里程を稱する事天平年間既に

ありしを知へし。以上何れも陸路の里數を假唱せしなり。此後いつしか陸路五十町の里數をも假用したりと見え(海東諸國紀に博多より長門馬關まで三十里。尾道より兵庫まで七十里など見ゆ。是五十町一里の算なり)。又三十六町の一里をも用ゐしか。明治五年四月廿四日。太政官第百三十號を以て。海里は一緯度の六十分一を一里と定むる旨公布あり。即陸路の十六町九七五にして一鏈と云ふは一海里の十分の一なり。」又航程に幾浬と云をあり。播磨風土記に云。明石驛家駒手御井者難波高津宮天皇之御世。楠生二於吉一(於吉は住吉の誤か)。朝日蔭二淡路島一夕日蔭二倭島根。仍伐二其楠一造レ舟。其速如レ飛。一楫去二就七浬。仍號二速鳥一と。按するに。波浬に大小高低あれは。其七浬と云ふは幾尺寸に當るや。今得て知る可からすと雖ども。當時に於て幾浬と稱せしは概計ながらも。其航程の長短を唱せし水手等か俗稱なりしか。尚考ふべし(海上の航程に幾更と云ふ唱呼あり。即本邦の三十六町一里の七里〇五一二八有奇に當ると云へり。是は淸國にて唱る所にして。本邦には唱へさることなれとも。參考の爲め付記す。)【瀛車哩程】英國の法を用ひ。我が十四町四十三間餘を一哩とす。之を八十鎖に分ち。一鎖(六十六英尺)を百リンクに分つ。猶度量衡の部參看すべし。

リムゴ 林檎は。梨に似たる果なり。日本の林檎は小なりしが。近來西洋種の盛なるに伴ふて。日本種は消滅するの傾あり。日本種は全國に生すれとも。西洋種は寒國に非れば虫害の爲生長せず。北海道。信濃。陸奥。陸中等の名產たり。田中芳男の說に云く。平果。一名擲果は Apple の譯名として英華字典に出つ。此果は我林檎の種屬にして。其果形の大なるを以てオホリンゴ。或はタウリンゴと云ふ。此果樹の我邦へ傳はりしは。文久年間に。福井藩主が江戸巣鴨の別邸(方今宮本小一君の邸)に移植せしを以て創始とす。慶應元年開成所に於て右の樹枝を切採り。海棠及林檎の砧木へ接換し繁殖を圖りしも。維新に際し百事廢絕して之を顧みるの暇なかりしかど。尚幾分か有志者の手に殘りしならん。明治四年開拓使の園開けて後。米國より數十種の苗を移植し。接換して繁殖を圖り。北海道及各地へ頒布し。又勸業寮に於ても米國より數十種の苗を移し。接換配賦する等は即ち我邦に此果樹繁殖の起源となれり。其後三田育種場其他の園に於ては。良種を歐米に需めたるもの亦之あり。此頃に至りては。砧木には前述の外棠梨屬(ヤマナシ。ヤマカイドウ。ズミ)等を用ふるに至れり。從來支那の植物書に。柰一名頻婆なる果樹あれとも。我邦に於て之れに充つべきものなきを以て。ベニリンゴなるものを充て來りしが。歐米より Apple を傳へ。又支那の探檢もありて。柰は即ち Apple なることを知るに至る。而して我邦に栽培するリンゴは林檎の音轉なるに拘らず。別にベニリンゴ一名リンキンと稱するもの即ち前述する如く柰に充て來るものあり。此ベニリンゴは北國に多く植う。其果はリンゴに似て小く純赤色なり。其樹はリンゴに比すれば高大となるものにして。會津地方に於ては其大さ合抱以上高さ數丈に達するものあり。以上リンゴ。ベニリンゴの二種は共に支那より傳へたるものなるに。一の林檎の名が二種に分れて和名となるは其傳る時の異なるによるか。抑此果は秘傳花鏡に於て。柰に幾多の種類を擧くるか如く。其種類甚多くして異なるのみならず。形も亦正圓。扁圓。橢圓。卵圓等あり。色に綠。黃。紅。褐。斑。條等あり。其最大なる種類に於ては一顆の量我一斤に達するあり。但支那產は形小きも味は甚美なりと云ふ。早種は七月に熟するも永く保ち難し。晩種は九月以後に採收して貯蓄に適せり。而して此果は單に皮を去り。生食するを常とすれとも。又生鮮なるを細に剉み味淋酒を注きて肴とするも亦宜し。或は煑て調理に用ひ或は糖藏して貯へ。若くは皮を去り心を拔き切り乾し貯へて煑食の料とす。又其外觀の醜くして收量多き種類(褐色粗糙の品即ち苹果酒用)に至りては碎きて飲料を製し。又以て釀酒の料とし若は醋を製する等各其長する所を取れり。我邦の人は外皮の紅色艷美なるを好むを以て。栽培家も亦其望に應すれとも。紅色の者皆美味なるに非すして黃色の者反て美味なること多し。即ち甘露。鳳卵と名つくるもの丶如き是なり。但西洋蔬菜果物店には黃色の者をも賣る。原來此果は紅赤色の品類のみに非るも。前述の如く東京市を始め各地の果物商が販賣するもの。概ね皆紅色又は紅斑等の品類多きを以て。世人をして此果は皆紅赤色の者なりと思はしむるに至れり。即ち滿紅。小猩々。紅紋。倭錦。紅玉。緋衣。小錦等の名は直に紅赤色の品類たるを知るへく。其他尚若干の紅色品類あり。近年頻に產出を增加し。東京市の如きは果物蔬菜店は勿論。蔬菜商に至る迄。此果物を賣るに至り。從て其名稱も單に林檎と稱することとなれり。而して數年前は外皮に鏽斑を附着すること極めて多かりしが。昨今は大に其痕を減したるは成熟期の氣候宜しきに適したるか。或は栽培法の進步せるによるか。兎に角に甚た喜ふへきことゝす。若しも從前の如く外皮に鏽斑滿ちて醜きも尙內地需用に供すへく。其餘は以て支那朝鮮等に販賣し得るも。歐米人は其傳播を畏れ決して顧みることなかるへし。是れ黴菌豫防及害蟲驅除の等閑に附す可らざるゆゑんなり。方今歐米諸國に於て我邦に生ずる介殼蟲の害を畏れて。我植物

及果菜等の輸入を禁止するに至りし等を見ても最警戒すへきことす。又此果樹栽培者の注意により。果物の形色は之を齊一ならしむることを務むるも。形色の不良若は損傷。墜落等を生することは免るべからす。故に此等の者を廢棄せざる爲めに前にも述へしか如く。果物製品を作ること肝要なりとす。即ち皮と心とを去り薄く切りて乾燥すること。或は煮て貯ふこと。或は液汁を加へて糖果を製すること。或は若謨。舍利等を製することは必要なる業務たり。但し製品は單に口舌に適するを目的とすれとも。尙衞生上に注意し且其形色の適否を考究するは。製品に缺くへからさることとす。此果樹の栽培は寒地に適するを以て。北海道を初め陸羽地方及北陸。東山等の諸國に最多く作ると雖も。亦東京近郊にて從前より梨を栽培せる川崎地方に於て作り。七月初に新鮮なる果を出すに至り。又中國及九州四國にも栽培して良結果を見ることあり。就中伊豫溫泉郡興居島の如は石崎昌八郎の熱心により。桃と共に九十町歩に植ゑ目下四萬圓以上の收益ありと云ふ。其早種は七月中より熟し始め。晩種は九月末に熟せり。但し早種は晩種に比し味劣るのみならす。久く貯へ難きを以て。唯其新鮮を賞するに止まれり。」此樹は蟲害に罹り易く葉に毛蟲を生し。皮より樹心に喰ひ入る鐵砲蟲あり。而して皮上に生する綿蟲の如きは。容易に驅除しがたく。最困難なるものとす。此綿蟲は原來我邦に之なきものなりしが。此樹苗の米國より來るものに附着せるより我邦に傳播し。明治十年後に至りては。東京地方に盛に傳染して。大に該樹を害し。次第に各地に蔓延し今は北海道の如きも遂に其害を被ふるに至れり。此害蟲は主に苹果樹に生すれども。時としては同屬なるリンゴ。リンキン。カイドウ等の樹皮にも傳染するものなり(明治三十四年學士會院雜誌)。

リムシ 綸旨。(セウチヨクを見よ)

リムジキヤク 臨時客。公事根源に云く。臨時客(正月二日)は攝政關白家に春の始。大臣以下の上達部を招引してあそび侍事也。定れる公務にもあらねば。臨時客と申にや。大方大臣の母屋の大饗は年をへて行侍りしぞかし。鷹飼など(江次第云。鷹飼錦帽子。紫纐狩衣。白布袴。壺脛巾。淺履。熊行縢餌囊。鳥頸大刀。紅褂。左手居レ鷹。右手執ニ付雉枝一。犬飼。帽子。紺布狩衣。緋革袴貫。左手引レ犬。右手取ニ白木枝一)渡りて。其興有事にて侍き。是は藤氏の長者朱器饗をまうけ侍なり。臨時客にも尊者なと有て。よのつれの大饗の儀式におなし。はてつかたには御遊(江次第抄。先雙調。安名尊。席田。鳥破急。賀殿急。次平調。伊勢海。更衣。鷹子。万歳樂。三臺急)ありて。催馬樂をうたふ。近頃は攝政家もかやうの事絕たるぞ念なく侍る」といへり。

リムジサイ 臨時祭。(カモ。イハシミヅを見よ)

リムズ 綸子は。支那より傳はりし織ものなり。和漢三才圖會云。按綾子似ニ紗綾一而厚。地文稍裏間。有ニ一枝花一。無レ花亦有。絲滑黏。是綾類之最上也。幅尺長者名ニ八尋物一。長三丈者名ニ小綾子一。出ニ於東京一者。地薄光滑也。倭綾子最良。又工藝志料に。慶長年間。京師の織工。支那の製に倣ひて綸子を製す。本邦に於て綸子を製すること此に始まる。既にして又紋綸子を織出す。其の花草は多く檜垣に菊花を雜へ成せり。故に人これを稱して檜垣綸子といふ(紋紗綸子に檜垣綾と稱するものあり。綾の部に揭載す)。元文三年。京師の織工。上野の桐生に來りて綸子を織るの巧を傳ふ。東國に於て綸子を織ること此に始まる。既にして又紋綸子を製す。亦檜綸子といふ。京師及桐生業を傳へて今に至るといへり。

リヤウアム 諒闇。(モ。ナリモノチヤウジを見よ)

リヤウガヘ 兩替は。金を錢に替へる事なり。隨て兩替屋は爲替手形乃至金銀相場等に關する業務を執れるものにして。往時にありては今の銀行に比すべき營業なりしが。今は銀行の設立と共に其の權限を狹め。唯々切賃をとりて金錢の交換をなすのみとなり。取引所の設立なきときは。公債株券の如きも兩替屋の手に賣買されたれば。その轉じて株式仲買となりし者も多く。今日仲買にて兩替を兼れ。又兩替屋にして公債株式の現物賣買を兼業するものありとす。【江戶の兩替商】兩替の稱は既に足利氏の季世に顯はれ。德川氏に至て大に發達し。金銀錢の相場より爲替の事まで取扱ふ者とはなりぬ。江戶も承應の頃までは駿河町。兩替町のほかは一軒もなかりき。初め室町并に通り町南北四町の間に【錢賣】とて。各三四貫文づゝを肩にかけて。少々の錢兩替をなせる者數百人ありしが。往々鐚錢をまぜ置くものありて客の迷惑する者ありしに。數十年の後靑物町に兩替屋一軒を出して鐚錢を交へず。自由に兩替する者出來しより。市民之を便利とし。追々兩替屋を出すもの增加せしが。これを錢兩替屋と稱し。本兩替屋(本兩替町と駿河町とを兩町と稱し。これを本兩替屋といふ)に屬し。本兩替屋は專ら金銀兩替と納金の檢査とをなし。錢兩替は唯々錢賣買のみを取扱ひしが。後には金銀をも取扱ふことになりて。單に兩替屋と稱し。天明七年兩替屋より分離するに至れり。享保三年諸商の組合を立てられし時。兩替屋を六百人と定め。天明七年寺社領町家の兩替屋四十三人

を加へて。六百四十三株となれり。【金銀相場】金銀相場は本兩替屋三組(神田組。三田組。世利組)兩替屋の中より四人づゝ。日々本兩替町の會所に集會して。其日の相場を立て賣買するものとす。其相場と賣買高とは。行事より爲替組と駿河町とに通知すれば。三井組。十組より勘定所及金藏方へ書上げ。又駿河町よりは納戸役所及川船役所へ書上ぐるものとす。錢相場は元佐竹前(神田松下町)に立たりしに。其後元四日市に移し。兩替屋中取引組といふものを定め置き。二十人ばかり毎夕五つ時限り四日市なる水茶屋に集會し。本兩替屋の其日會所に集りしものゝ來るを待ちて。同町の廣場に出で。目付の提燈を携へ出づるを會圖に。立會を始むといふ。其相場と賣買高は行事これを記して。翌日兩町奉行所及町年寄に書上ぐるものとす。江戸の錢相場は。慶長十三年より寛文年中まで。一兩に錢四貫文の定めなりしが。天保十三年一兩に錢六貫五百文。安政六年一兩に六貫六百八十八文となれり。【大阪の兩替店】大阪には兩替商數種ありて。十人兩替。本兩替。三郷錢屋仲間。米方兩替などいふ。唯米方兩替のみは全く其性質を異にせしも。其他は悉く市中一般の金融を掌るものなりき。されども錢屋兩替の如きは。其資本僅少にして。金融を左右するほどの力なく。只日用の小錢のみを兩替せりといふ。【十人兩替】は其始祖を天王寺屋五兵衛とす。五兵衛頗る財政の思想に富み。金錢の賣買をなし。又手形の便を企てたり。續いて小橋屋淨德。鍵屋六兵衛の二人これに加入し。大阪市中に兩替をなす者この三人のみなりき。然れとも公然兩替屋と稱しゝは寛文二年幕府より小判買上の事をこの三人に命じ。其後追々增加し。十人となれるより。十人兩替と呼びしに始まる。本兩替は十人兩替の支配を受け。金錢賣買をなし。他人の金錢を預り。或は貸付をなし。又手形を融通し。金錢相場を立つる等。專ら府下一般の金融を掌るものにして。其組合十二組あり。其人員。安永年間には三百六十軒の多きに達せり。米方兩替は市中一般の兩替商と其趣を異にし。全く堂島米商人の取引上の爲に設けたるものにして。一にこれを遣來(ヤリクリ)兩替といふ。【金銀相場賣買】は。寛文二年に高麗橋筋の兩替屋に於いて設立したるものを始めとす。其後北濱三丁目に於いて營業せしが。金銀相場賣買の方法は。十人兩替屋これを支配し。毎月月番にて行司をつとめ。別に水方(書記の類)をおきて雜務をとらしめしとぞ。さて其賣買毎日朝四つ時より始まり。正晝にて賣買をとゞむといふ。昔は米相場の如く火繩の火の消ゆるを度として相場を决せしゆへ。後に至りては火繩を用ゐざるも。相場ひけ時を火繩と呼びしとぞ。金銀相場賣買は金銀の通貨を以て賣買すると

なるが故。大阪にては小判(維新前には眞文。草文。保字等の小判を用ゐしといふ)を本位にして賣買せしものなれども。小判は元少數の通貨なれば。兩替屋より月番にて出張し居る賣買方手代に内歩をつけて。二朱金二分金などにて渡したるものなりきとぞ。金銀相場賣買は現金受授にて。帳合かゆるさゞるものゆへ。從ひて相場にも大なる變動なかりしも。概して毎年六月十一月の兩度は小判の騰貴するとにて。殊に六月を矢來小判(天滿天神祭禮前後をいふ)と稱し。最も騰貴せしといふ。今大阪にて實際行はれし金銀相場を舉ぐれは。元祿三年金一兩に銀六十五匁。享保十八年金一兩に銀六十一匁二分。寛政元年金一兩に銀五十五匁四分。文政八年金一兩に銀六十四匁三分。元治三年金一兩に銀八十一匁五分といふが如きものなりき。以上横井時冬氏日本商業史に據る(テガタ參看)。

リヤウゴクバシ 兩國橋は。元と大橋と稱し。萬治年間の架設に係るといふ。再校江府名跡志に。兩國橋淺草川にわたす長凡九十六間。萬治年中にはじめてかゝる。はしめ大橋といひ。後兩國橋といふよし。此橋古名大橋といひし故。次の橋に新大橋の名あり。此川元來武藏下總の境といふによりて。兩國橋と號しよし。今は本所葛西の邊のこらず武藏國葛飾郡のうちにて。既に利根川を限る也。前板に。此橋明暦年中にはしめてかゝるといふは誤也。とあり。武江年表に。萬治三年兩國橋始て掛る(幅四間。長凡九十六間云々。一書に萬治三年に御普請始り。寛文元年に成就すともいふ。磨賓といふ書に。今の兩國橋往古は少し川上にかゝりしたるか。度々洪水に落て難儀せしに。川村隨見今の所見立て言上し。掛けかはりしより此方流失の憂少しとあり)。題兩國橋(鷲峯先生)。杠梁新架枕二長流一。人是陸行吾在レ舟。疑似二猛龍横臥勢一。總州爲レ尾武爲レ頭。といへり。又一話一言に。諸家深秘錄を引きて。武藏國と下總國との境の川有り。淺草川の流也。其川の末無緣寺の前に新規に長橋を掛られたり。其橋の長さ九十六間あり。此橋を兩國橋と名付け。是年序を經て萬治三年に成就したり。以來上總下總常陸等の國へ通路宜くなるや。况や近年諸大名諸旗本。並工商共に彼國の本所へ移り。居宅を定む。故に今專ら繁昌の地と云々。然れとも此本所と云所は。平々たる芝野田地なりけるが。近き比は將軍家の御心に少々背ける人は。大小に不限江戸の屋舖を召上られ。本所の空地へ遣はされて是に移す。是を唱へて新島と云。何れ難儀の人多かりけるとなり。とも見えたり。都下大橋の一にて。夏時納涼の候は。橋岸の賑ひ一かたならず。ふるきものに。兩岸便覽といふ書あり。この地のことを見るに便なり。

リヤウゴバム 兩御番は。德川將軍の時近衞隊の名なり。御書院番。御小性組を云ふ。後には新御番と云ふも出來たり。官職沿革畧史に記す所を左に抄す。【書院番】は。內衞を掌る。將軍の駕行前後に供奉し。遠近に使す。又儀式に將軍の給仕を役す。故に當初番頭は。必ず奏者番を兼たり。寬永十六年より番頭一人づゝ。每年交代して駿府に在番す(柳營勤役錄。明良帶錄。職掌錄)。慶長十年十二月。始て番士四組を置き。番頭四人を任ず。後年十組に定む。番頭十人。四千石高。從五位下に敍す。一人づゝ每日營中に出頭し櫓に宿直す。組頭各一人。千石高。番衆各五十人。三百俵高にして。一組中半分を以て營中虎間を衞す。各組に與力十騎。同心廿人を附し。柳間。玄關前。中雀門。番所を衞す。當職も亦旗本の護衞なるが故に。必ず重代の士を用ふ。小性も亦同じ(役人帳。遷任例。任官格義辨)。慶應二年十二月廢して。壯者は奧詰銃隊に編す(嘉永明治年間錄)。西丸書院番頭四人。慶安三年九月。家綱西城に在し時。書院番頭水野忠重。伊澤正信。北條氏利。大久保教勝等四組を屬せしを始とす。從五位下に敍す。組頭四人あり(吏徵)。【小性組】コの部にあり。【新番】又近習番とも云。兩番と同じく警衞を掌り。大樹駕行の時。其先に供奉す。營中勝手時計の間に衞所あり。寬永廿年八月。始て四組を置く。後八組となる。番頭八人。二千石高。營中中の口に宿直す。三番頭よりも。資格遙に下れり。或說に。家光の時。上﨟女房の功勞有る者の子弟。及び甥從兄弟を擢でゝ。之れを置くと云へり(落穗集追加。役人帳。遷任例)。若年寄の所管也。組頭各一人。六百石高。番衆各廿人。五人づゝ營中に交番す。二百五十俵高なり(任官格義辨。柳營秘鑑)。慶應二年十二月此組を廢し。番衆を銃隊とす(嘉永明治年間錄)。西丸新番頭二人。享保九年十一月始て置く。組頭二人あり(吏徵)。按ずるに。書院番は。鎌倉幕府の廂番(第四卷に見ゆ)。天正の頃。諸家の廣間番(藤葉榮衰記。太閤記)に類せるものにして。其名稱は德川幕府に始れり。小性組は。戰國の時。諸家よりの稱にして。或は馬廻組といへり。新番に至りては。德川氏の創て置く所たりと雖も。これを近習番と云ふは。鎌倉幕府以後の近習の稱(吾妻鏡)を用ひたるなり(武家名目抄)」とあり。各三組とも慶長二年十二月廿一日。兩御番役名を廢す。當月朔日廿一日兩度にて。御番御廢止。頭與頭は勤仕並寄合に。組壯年の者は奧詰銃隊仰付られ。其外は勤仕並小普請とし。同日新番役を廢す。頭與頭は勤仕並寄合に。組壯年の者は遊擊隊其外銃隊役々へ御入人となる云々」と嘉永明治年間錄にあり。

リヤウシ 令旨は。親王の命令を云ふ。有職問答に云く。令旨の事。親王院宮の家司などの公事を。一人して書出したる奉書の事也(女院のを令旨と申候。誰にても其所の家司の書下候奉書。則稱人令旨也)。宮門跡などは勿論たるへし。其以下攝家。淸花の門跡より書出すを令旨と云事はあやまり也。但其門主准后に成たまはゝ。院宮に准ひて令旨と申もくるしかるましき歟と被仰出候畢。一人して書たると申由被仰出候」とあり。

リヤウチ 領地。(國領。神領。寺領。知行。改易等の條を見よ)

リヨカウ 旅行。(エキデム。リヨジムヤド。リヨヒ參看)

リヨカウケム 旅行券のとは。古にありては。關及び過書(參看)の條に云へる如く。國內旅行に於ても。之を用ゐ。以て諸國の關所を通行するに供したりしも。今日の所謂旅行券は。外國旅行券の意にして。本國政府の作成したるものなり。德川氏鎖港(サカゥ參看)以前の外國旅行には旅行券に類する書類ありしや否詳ならされとも。其の禁解くるの後。慶應二丙寅年四月八日。海外諸國へ修學。幷商業之儀に付觸書。德川禁令考に云く。按に。皇國に於て。海外の學業を取る。漸く盛にして既に其師を招て。生徒を教授す。而して吾より彼地に留學するを許すは之を始とす。商業亦然り。是より航海の徒漸く盛なり。」御勘定奉行へ。海外諸國へ向後學科修業。又者商業之ため相越度志願之者は。願出次第。御差許可相成候。尤糺之上御免之印章可相渡候間。其者之名前幷如何樣之手續を以。何々之儀に而。何國へ罷越度旨等。委細相認。陪臣者其主人。百姓町人は其所之奉行御代官領主地頭より其筋へ可申立候。若御免之印章なくして[illegible]に相越候ものも有之候はゝ。嚴重可申付候間。心得違無之樣。主人々々又者其所之奉行御代官領主地頭より入念可申付候。右之趣可被相觸候。四月。右周防守殿御渡。」右航海の件に付ては。十月三日猶又再達の旨あり。左に倂錄す。御勘定奉行へ。海外諸國へ。學科修業又者商業之ため相越度志願之者は。願出次第御差許可相成。尤糺之上御免之印章可相渡旨等。先達而相觸候に付而者。右相渡候節。當人々々相等書記し。可相渡筈に付。別紙の雛書付相添其筋へ可申立候。右之趣可被相觸候」とあり。今日に於ては海外に旅行するものは。其理由の公私に拘らす。外務省に請求して。之を請くるを得るものにして。外國にありて本國法に依るの取扱を受くへき場合。及領事の保護を仰く場合に之を提示すへきものにして。政府にありては。取締上此券を持參するや否やを監査するものとす。外交官にありても。此旅行券を携へて駐劄國に赴任し。之を駐在國の外務省に預け置き。而して歸國の場合に之を請求するものとす。故に兩國の交

際上。平和の破裂せるときは。最後申込書を發して後。之を請求し。駐在國を立去る場合も。往々これあるを以て。外交上。外交官旅行券請求といへは。兩國の間。紛紜の歩武を進めたるを意味するを少なからず。明治十一年二月外務省第一號布達海外旅券規則。明治三十年十一月外務省令第六號。對馬國より韓國へ渡航する者旅券下附出願方。明治三十年一月臺灣總督府令第二號。臺灣外國行旅券規則。明治三十年十一月臺灣總督府令第五十五號。臺灣島人にして外國へ渡航せんとする者旅券下附出願方等の諸令は。旅行券請願。下付の手續順序を明記せり。

【外國人內地旅行】寛永の鎖港以後。外國人の內地旅行は嚴重なる取締ありて。官の用向に非れば。居留地以外に旅行するを得ず。長崎にて外人は當時墓參と稱し居留地外に出る事を願出で。許を受けて外出したり。蓋し墓地は居留地外にありたればなり。又明の遺民朱舜水歸化して水戶に在りし時。其子某長崎に來りて。父を訪はんことを出願せしも之を諭して還らしめたる事あり。安政。万延の交外國條約ありしも。內地の旅行は攘夷家の襲擊ありて危險なれば之を許さず。又治外法權の存する限り。之を許さゝりし方至當なる規定なりしなり。明治以後も外人の遊步規程地即ち開港場より十里以外の地に出つるには。外務省の免狀を得されば旅行するを得ず。唯ゝ開港場近傍の一地方を限り(例へば橫濱の箱根。熱海に於けるか如き)。縣廳にて免狀を發するの特權を外務省より委任せられ居たり。明治八年十一月。太政官達に遊步規程內に於て旅籠渡世の者に限り。外國人の止宿を許し。宿主より戶長又は扱所へ屆出しめ。病氣療養の爲滯留する者は七日每に屆出しむ。又橫濱。神戶間の滊車直通するに及んで。兩地間の旅行は縣廳の免狀にて爲し得たりしかば。觀光外人の我か國に來遊する者は。先づ外務省と縣廳とに免狀を請求し。外務省より免狀の下るまでは。縣廳の免狀を以て。近傍各地を遊覽し。又橫濱。神戶間を旅行して。其の旅行先にて外務省の免狀を受領するの手筈となしたる者多し。免狀を請求するは。領事の證明を經て。手數料を添へ出願することにて。縣廳の免狀有効期限は外務省の者より短く。外務省の免狀にても。內國官民の傭人たるものに非れは。六ケ月以上の長期免狀を下附されさりし慣例なりき。又內地雜居は禁制なるを以て。布教の爲め內地に入る宣敎師。及內國公私に傭はるゝ者は。特に許可を得て居留地以下に住居したりしが。條約改正と共に此の禁を解き。明治三十二年七月。勅令第三百五十二號を以て左の令を發せられたり。第一條。外國人は條約若くは慣行に依り。居住の自由を有せさる者と雖とも。從前の居留地及雜居地以外に於て居住。移轉。營業其他の行爲を爲すことを得。但勞働者は特に行政官廳の許可を受くるに非らされは。從前の居留地及雜居地以外に於て居住し。又は其の業務を行ふことを得すとし。同月內務省令第四十二號は。之を解釋して。右に云ふ行政官廳は廳府縣の長官を謂ひ。勞働者とは。農業。漁業。鑛業。土木建築。製造。運搬、挽車。仲仕業其の他の雜役に關する勞働に從事する者を云ふ。但し家事に使用せられ。又は炊爨若は給仕に從事するものは此限に在らす。と云ひ。勞働者に與へたる許可は廳府縣長官に於て。公益上必要ありと認むるときは之を取消すことを得と規定し。同年七月。內務省令第三十二號を以て外國人の旅泊及び寄留に付屆出方細則を定めたり。

リヨジムヤド 旅人宿。徃時旅店の制を考ふるに。所謂木賃宿といふものにして。行旅の寢食する亭なり。近代旅店の制漸く備はり。寢具飮食等。一も闕如の事なきに至れり。而して今時の木賃宿の如きは。下流の人の宿泊するに止まれり。今下に旅泊沿革の概略を叙すべし。○養老二年。凡五位以上の私行するもの。驛に投して止宿せんと欲する者。皆之を聽す。若邊遠の地。及村里なき所は。初位以上。及び勳位も亦之を聽す。共に輙く其供給を受るを得す(令義解)。○貞治二年三月。足利義詮上洛の時。其旅舍を以て本陣と稱し。且其宿札を揭く(和漢集抄。按するに。同書に。伊勢下野守宿。細川陸奥守宿。御弓衆宿。御下宿等の文字を署す。是則當時の制なり。後世武家休職の旅行常に此事ある者は。其濫觴蓋當時に在る乎)。○慶長十九年十月。是月令す。旅人驛家に投して。驛家の柴薪を用れば。其木賃錢三文を出し。若其柴薪を用さるものは。之を出す勿れ(台德院殿御實記)。案するに。武家事記に。古來旅客傳舍に投すれは。皆自其飯を炊て。之を食ひ。舍長は唯其秣芻を辨するのみ。故に昔日馬槽を以て。旅舍の招標と爲す。時俗其家を稱して馬駄餇と云ひ。後世轉して旅籠屋と云。又源順か和名抄に。絶の字をハタゴと訓し。又宇治拾遺にハタゴ馬あるものは其一例なり。又六部叢書に。元龜初年の頃は。旅人出るに臨て必米一升錢三百文を懷にし。炙飯。醃羅菔等を攜しと云。又柳庵雜筆に。慶長初年の頃は。旅人一日の糧食を糒二合五勺とし。十日を行くものは則二升五合を攜へ。旅舍は唯之を淹すの溫湯及臥榻を給するのみ。故に其の宿濂の凡例に於て。衾褥は豫報あらされは借さす。淹糒は勉て膨亨に至らしめす等の言を記せり云云)。○元和三年五月。東海道路次領主代官に令して。木錢は京錢四文馬一匹八文とし。其旅舍の薪柴を用さるものは其半を減せしむ(台德院殿御實錄)。

○慶安二年八月令す。自今獨行旅人は士商の別なく一宿を許すと雖とも。信宿に至らしむる勿れ（深祕筐底錄）。○萬治二年十二月令す。旅舍の宿賃其薪柴と共に錢十文とす。若以上を貪るものは三十日の繫獄を命せん（嚴有院殿御實記）。○寛文三年四月是月令す。諸道各驛房錢は。其薪柴と共に。錢六文。馬は錢八文（御觸達錢十文に作る）と爲す。若以上の增錢を貪るものは三十日の繫獄を命し。且驛吏は錢五百文閻驛每戶百文の過錢を出さしめん（日光御成御觸達）。○寛文五年十月。是月令して。中山道各驛木錢を增し。主人十文馬十六文下僕六文と爲す（制度集）。○延寶三年正月令して。各驛の木錢宿賃を增し。主人錢卅二文僕從錢十六文と爲す（令條記）。○貞享四年七月。諸道に令して。獨行旅人の一宿を求る者を沮まさらしむ（牧民金鑑）。○正德二年三月。又各驛妄に其の房錢を高低せさらしむ（道中方祕書）。○正德五年令す。傳舍を業とせさるものにして。漫に旅人の投宿を許す勿れ。若し之を許せば必其地の名主五人組に報すへし。又傳舍と雖も二宿以上に至るものは。必其地の名主五人組の點撿を受くへし。旅人若し疾病に罹り。或は昏醉して醒さるものは。名主等其所持品及住所姓名を撿して。懇に醫療を加ふへし。若其病痊さる者は。其地の地頭代官に告訴すへし（伊奈家地方龜鑑）。○天明七年五月令して。旅人皆其時價に從て傳舍の房錢を償はしむ。米價騰貴し。各驛困窮するを以てなり（御觸御書付留。牧民金鑑）。○天明八年二月令す。四人をして本陣に止宿せしむる勿れ（牧民金鑑）。○寛政十一年二月令す。今日光門主上洛を以て其休泊旅館の門前を過る者は。武家を除くの外。皆下馬下轎せしむ。但夜間閉館の後は此限外とす（旅路栞）。○文化元年大坂玉造淸水町に松屋甚四郎なる者あり。綿弓の弦を鬻くを以て業と爲す。其手代源助行商を以て諸國に歷游し。常に旅舍待遇の厚薄に注意す。然に其直實なるもの甚希なり。遂に其主甚四郎及江戶鍋屋甚八等と相議し。全國路次大小の別なく。組合を定て。以て其弊を除んと欲す。是に於て松屋甚四郞鍋屋甚八を以て。其講元と爲し。諸國有志の旅舍結合して一社を建つ。名けて浪華講と云。其組合に在る者は每家其招牌を揭く。爾後諸國の旅舍陸續之に加入し。諸國浪華講の招牌を揭けさる地なきに至る（浪華講創立記）。○文政五年二月。又奧州。甲州兩道各驛に令して。公事旅行の宿泊を辭せさらしむ（五街道取締書）。○文政八年十一月令す。先に間驛諸村に於て旅人の宿泊を禁すと雖とも。若停渡大風雨等に逢ひ。前驛尙遠きものは特に間驛諸村の止宿を許す（五街道類寄）。○天保元年是年。大阪日本橋河內屋茂左衛門。江戶馬喰町苅豆屋茂右衛門等。浪華講に傚て。一社を創立す。名つけて三都講と云。其後陸續講社を創立するもの枚擧に遑あらす（三都講創業記）。○天保八年三月令して。官私の旅人皆其房錢を償はしむ。近來本陣止宿の輩。屢〻其房錢を償さる者あるを以てなり（牧民金鑑）。○天保九年六月令して。京都町奉行發する所の囚人監護同心の從屬悲田院年寄は。其路次各驛の穢多小屋に止宿せしめ。木錢米代を以て。其の食料を辨せしむ（舊記）。○天保十四年五月。三井寺政所其寺領各村に令して。觀音參詣の徒の一宿を爲すを許す。○弘化四年九月令す。近來各驛旅舍多く飯賣女を置くを以て。其便を謀り。家作を構造し。官使及侯伯の休泊に妨碍あり。自今旅舍の營繕を爲んと欲するものは。皆其領主代官の査檢を受くへし（牧民金鑑）。○嘉永四年二月令す。昔日侯伯述職の日其驛家を擇はす。主人休泊の傳舍を以て其本陣と稱す。中古に至て各驛皆一定の本陣を置き。尊卑の別なく先來るものをして之に宿せしむ。若後れて來るものは。假令其人尊しと雖ども。先客を追ふへきの理なし。自今若是等の事あるに遇へば。更に豪農巨商の家及寺院等を撰て以て其本陣に充つべし。○元治元年六月令して。各驛房錢二百文。午餐錢百文となす。○慶應二年。又東海。中山兩道旅舍の賃錢を增し。上下の別なく房錢七百文。午餐錢三百文。馬壹匹の宿賃壹貫四百文。午秣料六百文となす。○慶應三年又令す。自今朱印證文以下。一切無賃の人馬渡船等を廢し。皆定賃錢を給せしむ。但し先に縉紳門跡等の朱印證文の定制あるもの。及其信書用物は暫く前例に准して。無賃遞送を許す。又公用旅行輩の木錢米代宿泊を廢し。主人從者の別なく一人錢七百文。午飯錢三百文となす。京都縉紳は此限外と爲す（慶應紀事）。○明治元年。又各驛に令して。出兵の路次旅客命せさる所の膳饈を出すを禁す。○明治元年。又侯伯の諸士及諸官人の房錢。或は賃錢を償はすして旅行するを禁す。○明治二年正月令す。奧州道中千住驛より。宇都宮に至る各驛房錢を定め。上等金二朱錢四百文。中等金貳朱錢貳百文。下等金貳朱とし。宇都宮より白川に至る各驛は。上等金貳朱錢二百文。中等金貳朱。下等錢壹貫文と爲す。○明治三年閏十月。又各驛本陣脇本陣を廢し。通常旅舍に於て。玄關及上段の間を造るを許し。火災拜借及一切の扶助を廢す（憲法類篇）。○明治五年又令す。今東海道各驛傳馬所廢止を以て。自今公用旅行の休伯房錢等。皆相對を以て之を償ふへし（憲法類編）。以上驛遞志稿を抄出し。古今宿泊の沿革を示す。尙餘聞を下に補ひ。尋て近年の令達をも揭くべし。○明和四年十二月廿六日。東海道。中山道。甲州道。日光道。奧州道中。右宿々旅籠屋は勿論脇往還其外〻村々にても宿を取候旅人煩候は〻。其所之

リヨシ

役人立會醫師に掛け療養加置。其旨御料は御代官。私領は領主地頭へ相屆。五海道は道中奉行へも宿送を以致注進。右旅人早速快無之候はゝ。其旨在所之村役人等へ申遣。親類呼寄。對談之上可任存寄。若療養も不加。宿繼村繼抔にて送出候儀顯候はば。五海道は旅籠屋問屋年寄。其餘之村〻は。宿いたし候もの。村役人共に急度御仕置可申付候。右之外。通懸り相煩候旅人も。其所之役人立合醫師を懸療養を加へ。勿論懷中に往來手形有之哉相糺。御料は御代官私領は領主地頭へ致注進。右病人早速快無之趣にて在所へ歸度候得共。路用貯無之候間送り屆候樣申候はゝ書付取之。其最寄若支配役所有　候はゝ訴之差圖を受。又は支配之役所無之場所は其旨致注進置。所役人共と得と遂相談。右病人賴之趣を認相添。次村へ駕籠にて送り。夫より次村にても病人之樣子次第服藥爲致。同樣取計ひ在所へ可返遣候。但旅人申立候在所へ送り屆。萬一其在所之ものに無之候はゝ。不取迯樣其所へ留置其筋へ可訴出候。途中にて相果候はゝ次村へ不繼送。支配の役所へ致注進。其所にて假埋致置。其者之在所親類村役人懸合候上。其所に葬候共望に任すべし。若道心者廻國之類抔儀中に何國にて相果候共。其所へ葬候樣。本寺觸頭其在所之寺院。或は親類等慥成書付有之候はゝ。支配之役所へ訴之在所へ相屆に不及。其所に可取置。勿論最初より行倒相果罷在候節は。取計ひ同樣之事。右之通可相心得。萬一療養も不加内々にて繼送候はゝ。是又急度御仕置可申付候。都て右之類諸入用は。享保廿卯年五海道へ相觸候通。病人又は在所より差出候はゝ格別。無左候はゝ宿割村割に致し可申候。右之趣可相守者也(憲法部類)。〇天保十五辰年七月。御府內旅人宿百姓宿とも。去々寅年以來。新規旅籠屋相始候ものは場所替申付。木挽町芝居並同所附料理屋跡へ轉宅致し。一纏に相成。渡世可致旨。先般相觸置候所。同所而已にては渡世向手狹に付。向後馬喰町。小傳馬町右三所之內に候はゝ。新規渡世相始候而も不苦間。其旨相心得。旅人引請方等之儀。去卯年六月中觸置候後。皆相守町役人共儀。猶更嚴重に見廻り相改可申。若不取締之儀於有之は。吟味之上急度咎可申付候條。此旨町中不洩樣可觸知もの也。辰七月。〇延享四卯年三月。旅人取扱方其外之儀御觸書。覺。一。旅人之內。定を破。無法成儀有之候はゝ。觸書之趣を以相改。若不相用候はゝ。其所之領主之役人へ達し。役人共段旅人へ申附。其上に而も及異儀に候はゝ。差留置江戶表へ訴候樣可仕事。」一。御代官所之儀も。右之趣に准し取計可申事。」一町人へ合符を借し渡。武家之荷物に致候儀有之由相聞候。自今堅く可爲無用候事。」一。近年宿々惡黨之者有之。飛脚之者共へ賃錢ねだり取。旅人泊々迄相越。酒手ねだ

り取候由。自今右躰之者於有之者。其所に捕置。御料は御代官。私領は領主。地頭より早々可申出事。」一。人馬賃錢之儀。御朱印並御用之外は可相拂之條。宿々日〻帳に委細記置。宿中は勿論。助鄕村〻にも勘定相立候樣。問屋共常〻可相心得事。」一。泊休之儀。前廣に日限相極候は勿論。差掛約束候分。縱輕き旅人たり共異議無之樣に。本陣旅籠屋每度相心得可申候事。」一今度相觸候上は。宿々之者共。方人へ對し非儀を申掛。賃錢入用多取候歟。又者旅人を滯せ候儀有之候はゝ。急度可申付事。〇安永九子年六月十日。御用に而往來之面々。先觸に添。泊〻へ印鑑可渡置旨達。御用に而往來之面々。末〻之家來雇之者迄心得違。無賃之手代り人足駕籠爲差出候由。人馬相增。又者折〻口論等も有之間。以來旅行之節先觸に添。泊〻へ重立候家來之印鑑渡し置。先觸之外人馬入用之節は。馬何匹人足何人と相認。右家來印形之書付可相渡間。印鑑引合。人馬差出し。印鑑と引換賃錢請取。縱家來之內より申付候共。印鑑無之人馬は差出間敷候旨。松平右京太夫殿へ伺之上。宿々に申渡候間。爲御心得及通達候。勿論右之趣御支配へも御申渡有之候樣存候。右之通諸向に致通達候間。御達申置候以上。〇道中筋におゐて。一人旅には宿貸不申由。粗相聞候。不僉議に而一人旅人に宿貸。自然六ケ敷有之候得共。如何に存。吟味も不仕。おしなべて一人旅人へは宿貸不申樣相聞。不屆に候。自今以後不審成ものに而無之候はゝ。一人旅たりとも。一夜泊りは宿可仕候。急用有之かろくいたし旅行可仕ものもあまれく可有之。道づれも有之重き旅人より。一人旅は一入心をも添。不自由無之樣に可致候事。自分之六ケ敷儀をいとひ。往還つかへ候儀も構なく。右之仕形。不屆千萬に候。諸事少々之儀に而も相聞候間。何事によらず。旅人不自由成樣子於令露顯は。可爲曲事。勿論宿々旅籠屋共呼寄銘々可申渡候。」右之趣宿々披見之上。宿付之下に問屋一人つゝ致名判。順々留宿より宿繼可相返もの也。貞享四年卯十一月二十七日」とあり。維新前までも。一人旅者の宿泊を謝絕する旅店は往々に存したり。また栗原信充の柳菴雜筆云。寛永三年五月御上洛の時。路次中宿賃御定書とて令條記に見えたり。人に四文。馬に八文。但自分薪燒候はゝ人に貳文。馬に四文。馬屋も無之自分薪たき候はゝ貳文。馬屋は無之共。亭主之薪候はゝ四文たるへし。京にては馬屋無之そとに繫き。自分の薪廿四文の事。以上寅五月。今考ふるに。寛永錢四文は金一兩千分一なり(金一兩は四貫文なり)。然れは今の錢六文五分に當ると云へけれとも。慶長金と今の金と目方も同しからす。通用の價も詳かならねども。引替て賜はりし割にて知に。大抵一倍に當れば。此四文と云を今の六文五分に直し。此を倍

して十三文と知へし。八文は廿六文と知へし。木曾の贄川驛に宿りし時。亭主某か家に古く持傳へたる文に。讀解かたき節〻明らめてよと云つゝ取出すをみれば。天文。永祿の頃の消息にて。さのみ賞すへき書もなかりしか。慶長三年の端書ある帳に。御糒はとはし過不申候樣。念入可申候。夜の物御先ふれに御書入なき分は。しかと御請合不申候。と書たるあり。世に珍しき心すれば影抄にせばやと。筆紙を取出るに。亭主止て云。それは此宿にかきらす猶井藪原邊に。舊き驛舍の客帳の端書なり。影抄ならでも眞の物を參らすべし。夜明なは此帳綴直してとあるに甘えて筆を收めしが。翌朝出立とて忘れたれば。歸るさに必と心構せしに。障ありて贄川に宿らず。すべて此驛を六度徃來したるに。遂に得すなりにき。慶長の頃は。旅人糒二合五勺を一日に充。十日路を行に二升五合を齎せ。驛舍に着て湯をわかし糒を喰て寢る迄なりし。されば湯の木の代四錢五錢を拂ひ徃來せしと也。然るを旅人自ほしひを湯にほとはすを煩はしとて。驛舍に打任せて賴めは。ほとばし過して糒のかさを殖し。誠は糒を掠むるものゝ有しより。帳のはしめに書付置をとなりしとなり。是に依て思へば軍防令に。兵士人ごとに糒六斗を儲しめしも。伊勢物語の八橋にて糒食たる。源氏物語玉葛の長谷にて豐後介が御臺など打合すとむつかりしも。糒なるへきは論なし。道明寺にて製すも根本旅行の用意なるへし。」嬉遊笑覽に。旅籠は。もと和名抄に。篼飼馬籠也。波太古俗用旅籠二字とあり。これも鷹の餌袋のごとく。その籠にくひもの入て旅に用ひし故。旅籠と書しなるべし。今昔物語 廿六第十九語)。旅の宿のをいふ處。旅籠干物など食て寄臥たるに云々。旅籠に入しがれ飯なり。宇治拾遺(八)。獵師射佛條餌袋に。干飯など入てまうでたり。後世これによりて。旅店をはたこやといふ。きのふはけふの物語。ある人十二三になる子を寵愛して。常にうたひを教へけるがせつかくならへ。やがて十月十三日になるぞ。百はたごくひにつれて行ぞ。よく覺えて其時うたへといふ。ほどなくおめいこうじやとて寺よりあんないある云々(布施を出して寺のときにつくを。戯れに百はたごといひしは。旅店の外に物くふべき茶屋もなければなり)。新著聞集に。山崎宗鑑が事をいひて。朝げたけには。烏目十錢づゝはたごに持行しと也とあり。此は旅店などにて食物を買をいへり」とあり。又近時那珂通高が古今旅况の考に。嘉永年間德川氏へ將軍宣下の勅使として。京都より下されたりし公卿の中に。「君か代は驛々に旅寢して。草の枕も知らで來にけり」と詠れし倭歌ありき。我か邦近時の旅店は。衾裯より飲食に至るまで。一も闕く所あること無きは。此の倭歌を見ても亦明ならん。此の頃肥後の竹添進一郎の棧雲日記とて。支那に在りし時。北京より蜀に遊びたる紀行の草稿を閲するに。其の長安に抵りし條に曰く。禹域客店。獨似㆓臥房㆒而無㆓他具㆒。故行旅者必齎㆓枕席衾裯㆒。始得㆑涉㆑遠。北地又無㆓厠竇㆒。人皆矢㆓於豚柵㆒。豚常以㆑矢爲㆑食。瘦削露㆑骨。有㆓上㆑柵者㆒。輙來群㆓於後㆒。驅㆑之不㆑去。殆使㆓人困㆒。此地始有㆓厠竇之設㆒。不㆓潔淨㆒亦勝㆑無矣。と見えたり。支那の旅况。これを我か邦の今日に比ぶれは。實に困しと謂ふへきなり。顧ふに世の未た闢けさりし時に當りては。何れの國か然らさらん。我か邦も亦徃時は此に類せしも多し。日本武尊は皇子なり。其の尾張國に留まりし日。劍を桑樹に懸けて。厠に上りたること史に明なれは。上古の厠。未必しも今日の如きにはあらさるなり。降りて德川氏の初に至りても。將軍秀忠夜厠に上りて。刺客の麥隴中より來り候ふを見しと云へば。其の狀も亦知るに足らん。然れとも。我か邦古より矢を以て田に糞ふ。故に家として厠竇の設無きは無し。飮食衾裯に至りては。徃時旅况の便ならさりしこと。豈支那に異ならんや。啻に支那に異ならさるのみにあらす。旅店を併せて。これ無きに至れり。是其の徃時旅を以て草枕と稱せし所なり。古歌に言はすや。「家に在れは笥に盛る飯を草枕。旅にしあれは椎の葉に盛る」と飮食も亦此に準す。故に軍防令には兵士をして人毎に糒六斗を儲へしむと。伊勢物語には。涙を糒上に落すと云ひ。太平記には鐺を進むと云へる。皆是支那の適㆓千里㆒者三月聚㆑糧と其の趣を同しくするに非ずや(中略)。夫慶長より寬永に至るに迨びては。世も亦漸闢けて其の旅况も亦必徃時と同しからさるへきを。行旅は尙糧を齎し旅店を僦り。湯を請ひ。糒を食ひて寢るに止まり。所謂木賃にて償ふに。薪の價のみを以てせしなり。若旅客自糒を漬すことを煩はしく思ひ。これを旅店に托すれば。其の漬すこと度を過こさしめてこれを竊む者ありしを以て。ほとばし過こさゝるの語を載せたるなり。予幼時これを故老に聞く。其の言に曰く。昔は諸國修行と稱する者。必鍋と米とを齎し。至る處。山野に露宿して。未嘗て逆旅に就かず。今劇場にて宮本武藏に扮する者。必横さまに一包を負ふ。是其の飯を炊きし鍋なり。昌平日久しくして。僅に其の遺風を存する者。獨世の所謂六十六部なる者のみと。果して聞く所の如くならば。我か邦も亦二百年前の旅况未必しも支那と同しからすはあらさりしなり。嗚呼古を尙ひて。今を鄙しむは學者の通患のみ。飯は椎の葉に盛りて食し。枕は草を結ひてこれに代ふるも。亦以て尙ふへしと爲すか。予は即ち願ふ所に非さるなり(洋々社談所載)といへり。右行旅宿泊の沿革を知るに足るべし。入馬賃錢及ひ驛傳の條參看

すべし。【木賃宿】驛路の旅舍なり。柴薪の代のみを出し。旅人自から飯を炊きて宿泊するを。木賃宿また木錢宿といふ。諸驛木賃の定めは都て官府より令せり。今其大概を示さむ。」慶長十九年十月の令に。旅人驛家に投して驛家の柴薪を用れは。其木賃鐚錢三文を出し。若其柴薪を用さるものは之を出す勿れ(台德院殿實記。按するに武家事記に。古來旅客傳舍に投すれば。皆自其飯を炊きて之を食ひ。舍長は只其秣芻を辨するのみ。故に昔日馬槽を以て旅舍の招標と爲す。時俗其家を稱して馬駄餉(ハタゴ)と云ひ。後世轉して旅籠屋と云。又源順か和名抄に毵の字をハタゴと訓し。又宇治拾遺に。ハタゴ馬あるものは。其一例なり。又六部叢書に。元龜初年の頃は。旅人出るに强て必米一升錢三百文を懐にし。炙飯醃羅脤等を携しと云。又柳菴雜筆に。慶長初年の頃は。旅人一日の糧食を糒二合五勺とし。十日行くものは即二升五合を携へ。旅舍は唯之れを淹すの溫湯。及臥褥を給するのみ。故に其宿簿の凡例に於て。衾褥は豫報あらされは借さす。淹糒は勉て膨亨に至らしめす等の言を記せり云々)。○元和三年五月。東海道路次領主代官に令して。木錢は京錢四文。馬一匹入文とし。其旅舍の薪柴を用さるものは其半を減せしむ(台德院殿御實記。東武實錄)。○万治二年十二月。旅舍の宿賃柴薪共に錢十文となす。若其以上を貪るものは三十日の繫獄を命す(嚴有院殿實記)。(寬文五年十月令して。中山道各驛木錢を增し。主人十六文。馬十文。下僕六文と爲す(制度集)。○延寶三年正月令して。各驛の木錢宿賃を增し。主人錢三十二文。從僕錢十六文と爲す(令條記)。○慶應三年又令す。公用旅行輩の木錢米代宿泊を廢し。主人從者の別なく。一人錢七百文。午飯錢三百文となす。京都縉紳は此限外と爲す(慶應紀事)。右その大概なり。尙もれたるは多かるべけれど。時勢に隨て物價の高低せる一班を知るべし。明治以後世の交通頻繁に赴くに隨ひ。旅館も亦其數を增し。全國都市には到る處に在り。又近年外客にも適せんとを兼れて。萬事西洋風に設備するあり。宿泊料。茶代等を受ると普通の習俗なれど。此も亦西洋風を趁ふて。總べて使用するものに付きて個々價を受け茶代を謝絕する向きもあり。追々此等の改良も行はれ往くが如く。旅人宿の習俗上に一變遷を來すべき氣運ほの見ゆ。【溫泉宿】參看すべし。

【宿札】のこと風俗畫報に。諸侯參勤交替の事。今月(二月)は參勤交替の爲め諸侯暇を得て本國に歸る者。又去年暇を得て本國に在りしもの東上するを以て。各道中の來往賑ひ一方ならず(圖畧す。以下之に傚へ)。圖に揭るは。即其道中宿札打の樣なり。扨此月暇を得て歸るは多く譜代の諸侯にして。國守は大抵六月なり。宿札は又堰札ともいふ。これは其宿驛の本陣にて建つる所なり。本陣とは諸侯の宿泊する家にて一宿驛に一箇所つゝあり。宿札は長三尺五六寸幅壹尺位にて。凡壹丈五六尺もあるべき竹の先に懸くるなり。此札は其宿驛を通行すべき諸侯の姓名を記したるもの悉く備へありて。平常は高き棚に載せ燈明造酒など供ふ。何月何日何之守其本陣へ宿する旨通知あれば。直ちに其宿札を竿頭に上ぐるなり。又本陣の主人は通行すべき各諸侯より上下一領づゝを兼て賜はり居るをもて。出迎のときは之を着用するなり。又脇本陣といふあり。これは本陣の候補ともいふべきものにて即副本陣なり。大諸侯など供人多くして悉く本陣に宿泊し兼ぬる時の用に供ふるなり。通常逆旅の主人も出迎に出づるは。又供人の幾分を我家に宿泊せしめんか爲なり」とあり。此札を建てたる後は。其の驛は一般に其の諸侯の爲に戰時占領されたる如き姿にて。大諸侯は全驛を埒にて圍ひ。篝を焚き夜を警戒す。他の諸侯後れて來る者は。此の驛に宿することなし。盖し諸侯同志物議の生ぜんことを恐れて之を避くるなり。況んや其の一行の已に占領したる旅人宿は。一人も他人を宿泊せしむる事なし。當時武家の勢力は盛なるものにて。旗下の士又は藩臣が公用にて旅行する時にも。他の旅人を宿泊せしむるには。一々之が許可を得るの風なりき。安政の頃なりしが。加州侯が金谷驛にて宿札を建てゝ宿泊しあるを。尾州侯の先發の士が。明日尾州侯此の驛に着するに付宿札を建てんとす。依て貴藩の宿札を撤去すべしと照會し。加藩は尾藩が將軍の親藩なるを以て。穩かに之に對へて。明早朝出發する迄猶豫あらんことを乞へるに。尾藩士聞かず。直ちに全驛を引拂ふべしとの嚴談に及び。藩交問題を引起したる事あり。是尾藩士が餘りに主人の威を憑みて理不盡なる行爲をなしたるなり。

【明治以後の法令】警視廳史稿に曰く。明治十年二月旅人宿規則(甲第七號)の略に曰く。旅人宿を開業する者は。本署に上願して免許を受け。大區ことに組合を設け。正副取締を置き。人相書及び布達等を傳達せしむ。而して旅人宿は。止宿人の姓名を記帳し。每室に定價を揭記し。其高低ことに上報し。止宿人の身上を査點するは。本人に響觸せさるに注意し。若し變死逃亡の者あらば。速に上報し。淫猥の所業及び藝妓等を招くを禁し。犯罪人等不審の者は。之を上報す。廻漕船荷主及び馬宿も。亦本則に照依せしめ。附するに本則に違犯する者は。鑑札を沒收し。或は違警罪に處するの制裁を以てす。而して本則は。明治六年十二月三日。東京府定むる所の。旅人宿規則を改定せしものなり。其規則の略に曰く。凡そ旅人宿は。一小區十名の比

例を以てし。船宿。溫泉宿。木賃宿等。都て營業鑑札を受け。店頭に其家號を記したる看板を掲け。旅客の名簿を製して。戸長の點檢に供し。擧動不審の旅人は。之を警察官に密告し。營業者は大區限り。年行司兩三名を選擧して。同業の取締等に任する等の事項なりとす。仝二十年十月十三日。宿屋營業取締規則を創定す(警察令第十六號第十七號)。略に曰。宿屋營業を分ちて。旅人宿。下宿。木賃宿の三種と爲し。旅人宿とは。一宿の宿食料を受けて人を宿せしむるものを謂ひ。下宿とは。一月の食料。又は席料等を受けて。人を寄宿せしむるものを謂ひ。木賃宿とは。飮食を致さす。薪木其他の諸費を受けて。人を宿せしむるものを謂ふ。後見人無き未丁年者。白痴。瘋癲者。强竊盜。詐僞取財の罪を犯したる者。或は其他の罪を犯し。監視中の者。及ひ風俗を紊る可き所爲ありと認めたる者は宿屋營業を爲すことを得す。宿屋營業者は。其種類。居宅の坪數。及ひ客室の細圖を附し。所轄警察署を經て。本廳の免許を受け。家屋の檢査を請ひ。檢査證を受けしむ。其檢査を經さるものは。開業を許さす。但家屋の新築改造及ひ客室の變更を要するとき亦同し。免許を得たる後。正當の事由なくして。六ヶ月間開業せさる者は。免許の効を失ふものとし。營業に關する上願上報には。組合取締の加印を受け。組合に入らさる者は。宿屋營業を爲すことを得す。宿屋營業者は。雇人請宿。待合茶屋。料理店及ひ游船宿(飮食店。二十二年四月追加)を兼ることを得す。但郡村に在ては此限りに在らす。旅人宿は。客室の總坪數二十五坪以上の家屋を有する者に限り。下宿は同十坪以上の家屋を有する者に限る。客室の構造は。適宜窓牖を設け。充分に光線を取り。且空氣を流通せしめ。旅人宿の客室には。堅固の鎖鑰ある押入。又は戸棚を設け。二階又は三階の客室十五坪以上ある者は。階子二個以上を設け。宿食料の定額は。本廳に上報し(二十四年四月上報せずとす)。帳場及客室に掲示すへし。旅人宿及ひ木賃宿は。止宿人名簿を製し。所轄警察署の檢印を受け。客人をして其族籍住所氏名年齡幷に職業を自書せしむ。旅人宿は。到著の者出發の者を。所轄警察署。又は巡査派出所に上報し。下宿に在ては。下宿轉宿。又は出發せし者あるときは。下宿人と連署して(二十三年十月。下宿人の連署を廢す)所轄警察署に上報し。下宿人の族籍氏名は。店頭又は門戸に掲出せしむ。木賃宿は。僻遠の地を限りて其營業を許す。其區域は。即ち芝區白銀猿町。麻布區麻布廣尾町。赤坂區青山北町五丁目。四谷區永住町。本郷區上富士前町。下谷區通新町。初音町三丁目。淺草區淺草町。本所區小梅業平町。花町。深川區富士町。東大工町。靈巖町。南豐島郡南町。東大久保村の内。北豐島郡高田千登世町。下板橋宿字上宿坂の上下。練馬村字中宿。南葛飾郡伊予田村。小松川村。東多摩郡下高井戸村。中野村字上宿。荏原郡世田ヶ谷村。二日五日市村。南足立郡千住保木間村とす。宿屋營業者は。警察署一管内に於て。其種類ことに組合を設け。規約を定め。所轄警察署を經て。本廳の認可を受けしむ。組合には正副取締各〻一人を置き。取締は組合營業者中より公選し。所轄警察署を經て。本廳の認可を受けしむ。年齡二十五年以上の男子にして。營業用の家屋を所有し。算筆に通する者に非れは。正副取締たることを得す。而して附するに。本則に違犯せる者は。一日以上三日以下の拘留に處し。或は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處するの制裁を以てす。又令して從前宿屋營業者にして本則に依り營業を爲さんとする者は。十五日以内に出願せしめ。又六十日以内に組合竝に規約を設け及ひ取締を選定し。所轄警察署を經て本廳に上報せしめ。二ヶ年内に構造落成の上報を進致し。其檢査を受け。木賃宿營業者は。三ヶ年內に其定めたる區域內に移轉し。其旨を上報せしむ。是より先き。內務省宿屋取締の標準を示す。是れ本則の改定ある所以なり。而して其標準たる。亦本則の規定する所と大差なきを以て。玆に之を省く。同年十一月十九日。止宿人屆規則を改定す(警察令第十八號)。略に曰く。本則は宿屋營業に非さる家に於て。東京管外より出京せし者を留宿せしめたる者に適用し。留宿人あるときは。該戸主より其二十四時以內に。所轄警察署若くは巡査派出所に上報せしめ。其歸鄕或は他に移轉し。若くは移轉せす。續て寄留せしめたる時は。二十四時以內に上報せしむ。而して附するに。本則に違犯せし者は。二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處するの制裁を以てす。蓋し本籍寄留及ひ一時止宿の別なく。管內人民の動靜出入を詳悉するは。警察上必要のことにして。戸籍法及ひ宿屋取締規則等の設けありと雖も。獨り緣故を以て。尋常人家に止宿する者に關するの定規なく。警察上不便少なからさるを以て。此令を發すと云ふ」とあり。二十二年四月二十二日。警視廳達第十八號。及び二十八年三月警視廳令第二號改正あり。各府縣に於ても皆之に類似の法令を發して旅人宿。下宿。木賃宿。溫泉宿を取締れり。

リヨヒ 旅費。旅行には必す旅費を要する者なれど。古の旅行には之を要すること少かりき。其は諸國に驛傳(參看)の設ありて。政府より驛長を撰み置き。驛田を賜はり。其の收穫にて其の費用を支辨する制なれは。公用の旅行者は驛長の家に泊り。其の食を受け。公式令所定の驛鈴傳符に記載の人夫馬匹船筏(其の數

は官位によりて差あるなり)を徵發して旅行し得たるに因る。廐牧令に云く。凡官人乘ニ傳馬ー出使者。所レ到之處皆用ニ官物ー。准レ位供給(謂。官物者。郡稻。其驛使者用ニ驛稻ー也。隨ニ位高下ー有ニ從人多少ー故云准レ位供給。但供給多少依ニ式處分ー也)とあり。又地方官が任地にて受くる給米を在京の家族に送るか如きも。官費にて遞送する定なりき。而して私用にて旅行する場合に付ては。養老二年の制に。凡そ五位以上の私行する者。驛に投して止宿せんと欲するものは。皆之を聽す。若し邊遠の地及び村里なき所は。初位以上及び勳位も亦之を聽す。共に輙く其の供給を受くるを得ずと云へれば。私用には止宿は許さるれども。鈴符なき者は人夫馬匹を使用するをば許されざりし事と見えたり。又驛傳馬は國司(地方官)之を乘用することを得されとも。遷任交代の時には之を要せらるゝ定にて。其位官により差あることを延喜雜式に見えたり。但懲罰的の遷代には給せられさりしなり。然るに公用旅行者には此の他賜はり物あり。公粮と稱し。新任の國司には着任早々特別の手當を給せられたるが。大同三年之を罷められたることを類聚三代格に見ゆ。又延喜大藏式に。諸使給法。畿內校田使。長官絁六疋。綿十四屯。布八端。次官云々。判官云々。主典云々。班田使云々。」征夷使。大將軍絁五十疋。綿一百五十屯。細布十端。布三十端。副將軍云々。軍監云々。軍曹云々。明法師。醫師。陰陽師。中臣。忌部各絁三疋。綿八屯。布四端云々。」入ニ諸蕃ー使。入唐大使絁六十疋云々とあるは。支度料とも稱すへき者ならん。又當時【外國使臣の入朝】する者には。領客使をして迎送せしめ。人馬船舶を給し。旅館食料を與へしこと。延喜大藏省式。幷に玄蕃寮式に見ゆ。想ふに。我か使臣が【外國に出使】する時も。彼國にある間は先方の賄なりしなるべし。其の滯在中の雜費は。國產の品々を齎らし行くを以て。之を賣拂ひ又は物品交換して支辨したる者なるへし。降て源平時代に至ても。街道には驛長を長者と唱へ。旅泊を業とする者あり。元より富家の者を撰んで任せられたる者なれば。敢て利益を計る者には非りしにや。枝道に至ては驛家なきを以て。旅人は各自普通の家に宿泊を請ひ。請はれたる者も之を許諾するを常とせしなり。斯れば其の旅籠錢も無料又は宿泊者の志ざし次第にて。實費を支拂ふに止まり極て安直なりしと見えたり。而して當時の公用旅行の旅費に付て考ふへきものなし。」德川氏の時。慶長の初。宿場は諸公役を免じて。傳馬の役を課し。幕府の公用を以て旅行する者には。會符又は先觸を證として無賃にて人馬を供給せしめ。又諸侯以下平民の旅行者よりは一定の旅籠料及び人馬賃錢を徵せしむ。其の賃額は慶長の當時定めたる額にして。後世物價騰貴せしに伴ひ。人馬賃は稍々市價と平準を得たりと雖も。旅籠賃は之を變更することなく。慶應の末まで依然たりき。尤も旅館には茶代として餘分の金を給與したりと雖も。其の諸藩各々其の額の多少に慣例ありて。或る一二の諸藩の外。旅館の利益は大ならず。平民の投宿のみ最も歡迎せられたりと云ふ。當時各藩侯の參勤交代は。即ち軍隊の旅行なれば。勘定役附添ひて。諸支出を掌り。人馬の雇入等に付ては。道中師と稱する受負師ありて。其の一行に先だちて着し。後れて發し。萬事の世話をなしたり。官吏が自身仕拂をなしつゝ旅行するは。小人數にて旅行するときに限りたるが如し。

【現今の旅費】は。官吏其他國家の公職につくものゝ。政府及び自治體より受くべき公務旅行に對する金錢支給にして。內國にあるときと。其外國に出づるときと。自ら差あり。而して地方自治體吏員の受くべきものは。各自治體の議決せる議案によりて決せられ。政府より受くべきものは。各其定むる所によらざるべからず。今法制の徵すべきものを擧げんに。明治二十年五月六日。閣令第十二號。外國旅費規則。第一條。外國に旅行するとき其行程日數に應し。旅行中一切の費用に充つる爲め之を支給す。」第二條。外國旅費は船舶料。滊車料。客舍料。食卓料。日當及支度料の六種とす。」第三條。客舍料。食卓料。日當。支度料は各官等に依り分て五等とし。第一號表に照し。船舶料。滊車料は勅奏任官は一等。傭員は二等の額を以て第二號表に照し之を支給す。」第四條。表面外の地に施行するとき。勅奏任官は滊船。滊車賃の一等定價。傭員は二等定價を支給す。其二等なき場合は一等を支給す。滊船。滊車の設なき地方を旅行するときは舟。車。馬賃の實費を支給す。定價及實費を支給する場合に於ては。私屬の荷物三十五貫目までの運賃は官費支給することを得。」第五條。前條の場合に於ては。旅行者より旅行日記受取書等精確なる證明書を出さしめ。之に基き支給すへし。旅行者は精密なる旅行日記を作り。每日の行程。宿泊の場所。旅店名稱。船名。賃銀等を記入すへし。旅行者は成るへく運輸會社或は運輸營業人の受取書其他舟。車。馬賃の證明となるへきものを取置へし。」第六條。船舶料。滊車料は官より船。車を供するときは。之を支給せす。」第七條。食卓料は官より船舶を供するも賄を爲さゝるときに限り航海の日數に應し之を支給す。食卓料は客舍料と重複に支給せす。」第八條。客舍料は陸地宿泊の數に應し之を支給す。航海途中滊船の寄港したる場合に於て自己の便宜を以て上陸宿泊するときは客舍料を支給せす。」第九條。日當は本邦出發港拔錨の

日より本邦歸着港に投錨の日まて日數に應して支給す。」第十條。支度料は各省大臣に於て豫め旅程の遠近日數の多少公務の性質等を斟酌し。第一號表に揭くる範圍內に於て相當の額を定め支給すへし。支度料は本邦より外國へ旅行を命したるとき之を支給し。其外國に在て甲國より乙國へ旅行を命することあるも之を支給せさるものとす。」第十一條。奏任官四等以上の者從者を伴ひ。外國に旅行するとき從者一人に限り。願に依り表面二等の船舶料。滊車料（表面外の地は第四條に據る）。及五等の食卓料を支給することあるへし。」第十二條。外國へ旅行を命せられたる者。出發前死去。又は官の都合に依り旅行を免したるときは。支度料の半額を支給す。」第十三條。外國旅行中。退官の者は其地より本邦出發地まて舊官相當の旅費を支給す。但し自己の便宜又は刑事裁判に由り退官の者は此限にあらす。外國旅行中死亡の者は。其地より本邦出發港まて。舊官相當を以て第二號表滊車料船舶料の一割增を支給し。第一號表の旅費は支給せす。」第十四條。外國旅行中許可を得て公務を終るの後。尙私事の爲め滯在するとき。其間は一切旅費を支給せす。但病氣は此限にあらす。許可を得て私事の爲め迂路を經過するときは其迂路に就きたる日。若くは塲所より其再ひ順路に就くの日。若くは塲所まては順路に應する船舶料。汽車料の一割增を支給し。日當。客舍料は支給せす。」第十五條。第十三條及第十四條に據り死亡者及許可を得て迂路を經過する者に順路船舶料。汽車料を支給する時表面外の地に於ては陸地は一英里に付金七錢。海路は一海里に付金六錢の割を以て支給す。表面外の地の里程は各地運輸會社。或は各國政府の公認せる里程表に基き。旅行者或は遺族より精確の證明書を出さしむるものとす。」第十六條。傭員中特別の取扱を要する者（傭外國人等）。及其他本則に明文なきものゝ旅費は主任大臣。大藏大臣と協議し之を定むへし。」第十七條。交際官。領事等別段の旅費規則あるものには。本則を適用せす。」第十八條。各省大臣は大藏大臣と協議し。定額の旅費を減少することを得。」附則。外國旅費は內國旅費と重複に支給することなし。」外國旅行の爲め本邦內を通過し及出發港に滯在する時は。內國旅費規則に據り旅費を支給す。」出發港拔錨の後。郵船の都合に由り本邦內に寄港し。上陸滯在するときは。其間は內國旅費規則に據り日當を支給す。」歸朝の際目的の港に達すへき直航船なきか爲め一旦本邦內に寄港し。其地より汽船を乘替るときは。其寄港したる日以後に起る旅行は。內國旅費規則に據り旅費を支給す。

第一號。

官級	旅費等級	客舍料 諸國	客舍料 支那國	客舍料 朝鮮國	食卓料	日當	支度料
親任官	一等	八圓	七圓	四圓	一圓七十錢	四圓	六百圓以內
勅任官	二等	七圓	六圓	三圓	一圓五十錢	三圓	四百圓以內
奏任官	三等	六圓	五圓	二圓五十錢	一圓二十錢	二圓三十錢	二百五十圓以內
判任官	四等	五圓	四圓	二圓	九十錢	一圓三十錢	百三十圓以內
傭員	五等	四圓	三圓	一圓五十錢	六十錢	六十錢	六十圓以內

大藏省訓令第二十三號（明治十九年六月十二日）。一。府縣六少書記官は三等旅費。收稅長は四等旅費。屬官判任御用掛は月俸四十圓以上五等旅費。月俸四十圓未滿六等旅費を給すへし。」一。北海道廳長官。府知事縣令は旅行を命するとき。豫め事務の便宜路程の近便等を量り。經過の路筋旅行日數を定むへし。」二。海。灣。河。湖等の海里を以て。路程を算せさる塲合は。里數に應して車馬賃の額を支給すへし。」一。非常急行上司隨行等の如き塲合に於て。定額の車馬を以て支辨し難きと見認るときは。府知事縣令の見込を以て。隨時實費拂を許可すへし。」一。海里の距離は。明治五年第百三十號布告に據るへし。」一。赴任旅費は在官者にして。在勤地を轉したる時に限り。之を支給すへし。」一。新に任用の者は。在勤地まて規則第十三條の旅費を支給すへし。」一。兼官者は。兼官の用務に據り旅行するときは。兼官相當の旅費を給し。本官兼官の用務を兼るときは。本官相當の旅費を給すへし。但兼官無給なるとき。其旅費額は。本官の給額に限る。」一。從前特例を以て。旅費の支給法を定めたるものと雖。總て閣令第十四號內國旅費規則に據るへし。右二者の中。前者に對する現行旅費額を表示せは左の如し。

官級	旅費等級	客舍料 諸外國	客舍料 支那朝鮮	食卓料	日當	支度料
親任官	一等	十二圓	七圓	一圓七十錢	六圓	七百圓以內
勅任官	二等	十圓五十錢	六圓	一圓五十錢	四圓五十錢	四百五十圓以內
奏任官	三等	九圓	五圓	一圓二十錢	三圓五十錢	三百五十圓以內
判任官	四等	七圓五十錢	四圓	九十錢	二圓	二百圓以內
傭員	五等	六圓	三圓	六十錢	一圓	百圓以內

尙現行法規の主なる者を擧ぐれば。太政官第六號。官省院廳府縣旅費定則中左之通改正候條此旨相達候事。明治十七年一月四日。太政大臣三條實美。第五章第二項中(及び免職歸鄕)の六字を删る。第七章。他方在勤の者免職の節復命せしむる時は其地より復命する地迄は前官相當の旅費を給す。第九章第二項中(并罷免)の三字及但以下四十六字を删る。明治三十年九月。勅令第三百三十三號。內國旅費規則。明治二十年五月閣令第十二號。外國旅費規則。明治二十六年七月勅令第六十六號。土木會々長委員及臨時委員旅費支給の件。明治二十九年四月勅令第百五十一號。古社寺保存會々長委員及臨時委員旅費支給に關する件。明治三十年十月內務省訓令第三十號。徵兵參事員手當金竝旅費支給規則。明治三十年十月內務省訓令第二十號。學校職員及市町村吏員等國庫の用務を以て旅行せしむるとき旅費支給の件。明治三十年十月。內務省訓令第二十一號。徵兵檢査に要する醫師及蠶種檢査員等一時限り雇入れの者解雇の時旅費支給方。明治三十年十月內務省令第二十七號。警察官吏其他內國旅費概則。明治二十九年八月內務省訓令第六號。警察醫の旅費額に關する件。明治三十年三月內務省令第一號。痘苗製造所囑託員雇員旅費日當の件。明治三十年四月拓殖務省訓令第七號。臺灣總督府文官判任以上の者臺灣旅行規則。明治三十年四月拓殖務省訓令第九號。臺灣總督府囑託員雇員臺灣旅行規則。明治三十年四月拓殖務省訓令第十四號。臺灣總督府職員判任以上の者及巡査看守歸鄕旅費規則。明治三十年四月拓殖務省訓令第十號。臺灣總督府警察司獄官吏員旅費規則。明治三十年四月拓殖務省訓令第十一號。臺灣總督府警察官吏受持區內出張及巡廻旅費規則。明治二十九年九月勅令第三百五號。臺灣總督府國語學校同附屬傳習所生徒學資金及旅費日當支給の件。明治二十八年六月勅令第八十三號。通譯官及通譯生俸給及旅費支給の件。明治三十年三月。法律第十三號。陸軍召集旅費支給方。明治二十五年三月。陸軍省令第五號。陸軍召集旅費支出規程。明治二十五年三月。陸軍省令第六號。陸軍召集條例中召集旅費に關する件。明治二十五年三月。陸軍省訓令甲第二號。陸軍召集旅費支出規程に依る演習召集の旅費金支給の件。明治二十五年十月。陸軍省訓令甲第七號。陸軍召集旅費支出規程に依る出納官吏に係る件。地方長官に於て執行の件。明治三十年十月。陸軍省令第二十五號。陸軍召集旅費支出規程。明治三十年二月陸軍省訓令甲第一號。陸軍召集旅費支出規程に依り支給する旅費の件。明治二十八年十二月陸軍省達第四十九號。囑託者旅費の件。明治三十一年三月海軍省令第二號。海軍內國旅費規則。明治三十一年三月勅令第四十三號。海軍內國旅費規則廢止の件。明治三十一年三月海軍省達第四十七號。海軍內國旅費支給細則廢止の件。明治三十年十月海軍省令第百四十九號。海軍外國旅費規則。明治三十一年三月海軍省達第四十九號。海軍軍人軍屬にあらざる者の旅費支給に關する件。明治三十一年五月海軍省達第七十七號。軍艦乘員水路測量の爲め。臺灣澎湖島及其附近に出張する者に給する旅費。日當。宿泊料及食卓料の件。明治三十一年四月海軍省達第七十五號。韓國水路測量旅費定額表及附則。明治三十二年四月大藏省令第十二號。所得稅調査委員日當及旅費支給規則。明治三十二年二月大藏省訓令第二號。內國稅徵收費支辨旅費支給方。明治三十二年四月大藏省訓令第二十五號。葉煙草專賣所職員旅費支給方。明治三十一年十月司法省訓令第九號。臺灣內旅費支給額司法省所管職員。明治三十年十月內務省訓令第二十號。學校職員及郡區書記戶長國庫費支辨に係る旅費支給の件。明治二十九年七月勅令第七十四號。農商工高等會議々長副議長議員及臨時議員旅費支給に關する件。明治二十八年六月勅令第七十八號。水產調査會及鹽業調査會の會長委員臨時委員旅費支給の件。明治三十年十月農商務省訓令第二十五號。大林區署管內旅費規則。明治二十五年四月農商務省令第九號。鑛業條例中出張吏員旅費日當納附手續。明治十九年七月農商務省訓令第十一號。農商務省雇及官林巡邏旅費規則。明治二十年十一月內務省訓令第四十八號。蠶種檢查員解傭旅費の件。明治二十五年十二月勅令第百九號。鐵道會議議長。議員及臨時議員旅費支給規則。明治三十一年十一月勅令第三百三十號。遞信省部內官吏外國在勤者妻携帶旅費規則。明治二十三年十月勅令第二百六十三號。帝國議會議長副議長議員歲費及旅費支給規則等なり。

ル之部

ルザイ 流罪。(リウケイを見よ)

ルス井 留守居は。德川氏の頃。幕府及諸侯の要職也。【幕府に云ふ留守居】は。大諸侯の城代と云ふものと同じ。但し主人不在の時のみに置く職にあらず。常に其城。其の邸の庶務會計を掌る職なり。官職沿革略史に云く。【大留守居】慶長より元祿まで此職あり。從四位に叙し侍從に任ず。後鈌職となる(柳營秘鑑。役人帳)。【留守居年寄】は(又奥年寄とも云ふ)。大奥の總務を掌り。兼て士庶諸

女の關塞過所（通行手方を云）の事に與り。又本城羅城の武庫の出納を監し。大奥の女中。及び其諸吏。諸門衞を管し。將軍出行には。留て殿内を守衞する等の事を掌る。幕掛。具足掛。武器掛。鐵砲簞笥掛。弓矢槍掛等の分課あり。又二百石以下小普請の士を支配す。大奥の口に曹あり。熟食を給ふ（勤役錄。明良帶錄）。寬永十年十一月。始て六員を置く。證人奉行と稱す。蓋し諸大名より徵せる證人を監せる故なり。寬文五年これを止む（嚴有院實記）。老中の所管たり。後八員となる。一員づゝ交番宿直す。職高五千石なりと雖とも。從五位下に叙し。萬石以上城主の格として。待遇最も重し。人別に與力十騎。同心五十人を隷し。上梅林坂の番所を衞す（勤役錄。役人帳。大猷院實記）。與力は世職にして。御譜代組と。御抱組との差別あり。同心は悉く抱にして世襲す。外組與力同心皆これに同し。此には始めて見えたるを以て例を擧ぐ（明良帶錄）。按するに。留守は。もと漢土の名稱にして王朝の制にもあり。鎌倉の時。將軍出行の留守を護る者。及び六波羅亭に在りて。京都の守護を掌る人をも留守と稱し。もと正しき職名にはあらざりし也。留守居と稱して。職掌の事にも及びたるは。戰國諸家よりの事なるべし。」【二の丸留守居】は。二の丸の守衞を掌る。寬永十一年。始て三員を置く。若年寄の所管たり。後三十員に及ぶ。多は老年勤勞の者を用ふる故に昇進なし。享保八年以來。職高七百石なり。同心三十人。小人二十七人を隷す（官中秘策。明良帶錄。嘉永武鑑）。」【西丸留守居】慶安三年六人を置く。後十五六人に至る。從五位下に叙す。率ね諸役を勤勞し。老年に及びたる者を補せり。」【留守居番】は。大奥の警備を掌る。廣敷口に曹あり。熟食を給ふ事留守居に同じ。晝は大奥の玄關を衞り。夜は宿衞す。又御臺所。及び姬君外出に從ひ。又大名の家に嫁したる姬君の館。近火の時。立退に從ふ。寬永九年始て置く。老中の所管にして。千石高なり。後に五人あり。各與力六騎。同心二十五人を隷し。鹽見坂番所を衞し。又女中の出行を監す（勤役錄。明良帶錄。遷任例）。慶應二年八月廢す（嘉永明治年間錄）。」【廣敷用人】（又臺所用人とも云ふ）は。留守居の命を受け。大奥の用度を監し。其雜事を總掌す。其始詳ならず。後三員あり。若年寄の所管にて。五百石高。職祿三百俵なり。綱吉將軍の時は。從五位下に叙せられし事あれど。以降は布衣を例とす）。」【廣敷用達】四人。二百石高。留守居の所管なり。大奥の衣服調度を供進し。兼て女中を監す（明良帶錄。武鑑）。」【廣敷番】は。大奥へ出入する者を監察す。錠口と稱する番所より內へ男子を通ぜず。大奥の用は。表使（婦人なり）より番頭に通ず 教令類纂）。正保三年二月。始て番頭一人を置く。後十員餘に及べり。留守居の所管なり。寬文六年以來● 職祿二百俵。後に職高二百石たり。添番。其始を知らず。後に九十員の餘に及ぶ。職高百俵なり（教令類纂。明良帶錄。嘉永武鑑）。伊賀者。廣敷番に隷し。錠口を守り。仕女出行の輿に添ふ（鐵砲百人組の中に伊賀組あるは。これと別なり。明良帶錄。殿居袋）。庭番六人。二百石高。添番一人。高不同（以下皆廣敷用人の所管なり）。大奥内庭の事を監す。【廣敷侍衆】十二人。七十俵高。番衞の違法を監察す。此他膳所頭。御用部屋書役。進物取次番。仕丁組頭等の小吏有れど略す（明良帶錄。殿居袋。武鑑）。西丸廣敷用人三人。五百石高。職祿三百俵。若年寄の所管にて。西丸の大奥の事を掌る。廣敷用達。廣敷番頭。其の他の役員あり（同上）。【富士見寶藏】は累代の文書珍寶を藏る所なり。寬永十六年三月。始て富士見藏番頭一員を置く（官中秘策）。留守居の所管たり。始六組あり。後四組となる。各番頭あり。職高四百石。番衆一組の人員不同。概ね十五員を多數の極とす。職高百俵なり。別に下番組頭二員。職祿各十俵。下番二十人あり（嘉永武鑑）。慶應二年十二月。番頭を廢す。」【天守番頭】は。天守臺を掌る。富士見藏番頭と同時に一員を置く。留守居の所管たり。後四組となり。各番頭衆あり。又下番あり。職高等すべて寶藏番に同じ（柳營秘策。官中秘鑑）。【御用明屋敷番】伊賀衆組頭四人。留守居所管なり。伊賀之者百七人あり（武鑑）。

諸侯に於て留守居と稱するは一種の外交官なり。其の本務は諸侯の柳營に登城する前。先づ登城して他藩との交涉事件など（若しありとすれば。）協議し置く職なり。主人の柳營に在らさる間留官する故の名なるべし。當時諸侯は多く暗愚なる者なれば。諸侯の議すべき件は。留守居相互の間に打合せを了するとなり。故に當時世襲の職多かりしに拘らず。留守居のみは臨時抜擢する例なりしと云へり。其の乘る所の駕籠一種別なるを以て。之を留守居籠といへり（カゴ。ノリモノ參看）。然れども平常事なき時は。留守居は互ひに酒食遊興を以て相交り。藩費を以て豪奢を極むるを能事とせり。當時下總堀田侯の留守居たりし依田學海の談を舊幕府の記者が筆記せしものあり。左に抄す。云く。帝鑑の間。溜りの間。雁の間と諸侯の詰席の違ふとゝもに。留守居役の慣習を異にし。祿高の多きだけ其交際ぶりも閑雅に進むと思ふ可し。百川翁の舊主堀田侯は帝鑑間なれば。國主に次ぎて家柄よく。從て留守居役も上品なり。」留守居役といふものは。一ト口に云へば。外交官即ち小形の公使に似たる役にて。元より交際官なれば。他の役々よりは何事も異なること多し。」留守居の交際は其の主人の詰席と同じ列の藩のみに爲すものなり。」留守居

を命ぜられば。諸藩の留守居を一順廻勤する規則なれば。其の當座は日々江戸中を廻るなり。若黨一人。草履取一人。合羽籠一人。馬の口取り一人を從へて行く。又留守居は何處へも柳行李の細長きを紺の風呂敷に包み。緋眞田の紐を以て結び。多くは着替の浴衣などを入れ置けり。又草履取も同じく何處へも從ひゆけり。」留守居は公用はてゝ後に宴會を開き。交際を厚うするなり。されど此宴會が留守居の本職の如く見ゆる人も少なからざる事となりし程なれば。其盛なるとは推して知る可し。」留守居には老輩の先逹ありて。これを大先生と稱し。殆んど師弟か主從かの如き威權あり。また大衝突の珍事なきに非す。」留守居同士の言葉遣ひは。彼我は「御手前樣」ニ「自分」。藩主の事は「主人」ニ「旦那」ニ「旦那樣」。其の藩の事は「お家樣」。下輩を呼ふには「貴樣」と呼べり。」留守居の宴會を開く料理屋は。何處と規則を以て定めしには非されど。芝久保町の寶茶亭(明治十五六年頃までは相應に盛なりし)。其他平清。大七。川長等の料理屋少からずと雖も。多くは寶茶にて。特に料理を喰ふ爲には八百膳へも行きしなり。通例の料理は今日と大同小異なり。」宴會は今日の如く亂酒になるとは少なく。藝者も公然春を賣るが如き醜態はなし。半玉とか云へる雛妓はなし。席上の世話を主どるは料理屋の女房に非ざれば。其娘分なり。其娘の服裝は少しも藝者に異なる所なかりき。」藝者の祝儀は一分にて。水引かけし包みとなし。恭しく臺蓋などにのせて主婦より與へしなり。線香一本は金一分。通例の席にては二本貳分にて相應の時間ありき。」宴會の服裝は。新參は必ず麻上下紋付にて。他は羽織袴なり。新參は一々先輩の前へ出て。盃を頂戴する慣例なれば。藝者が氣の毒に思ひて酌の眞似を爲し。助けくるゝなり。新參には頗る藝者の同情ありしとぞ。」藝者も御座附きの三味線をひきて後は。好みによりて樣々のものを彈けども。猥りに躍り。或は喋々舌を鼓するが如き事なく。酌はすれども先づは三つ指にて次の間に伺候し。頗る行儀よきものなりき。百川翁か留守居役に出てし頃は既に長き笄等をさす者はなかりしが。帶は長く後ろに垂下したり。」席上の談話は決して公用を語るとなし。先つは芝居。角力などの話にして。當時は役人に學者も少なければ。勿論藝文の事なとはなし。」遊廓へもをりをりは行きしなり。吉原。品川などにて駕に乘り草履取りは一所に驅けて供せしものなりき。駕は四枚肩と稱し。四人の壯漢がかつぎゆくなりとあり。

ルソム　呂宋。都をマニラといひ。廣東海中臺灣の南に在り。大小屬島一百餘總稱して比律賓諸島といふ。野史にいはく。其地東北隅。北極出地。十九度二十五分。東西天度。百二十八度十二分。酷暑熱。一年春秋八季。其季各四十五日。米穀一年六熟。往古有㆓國王㆒。平㆓治之㆒。國稍亂。甲子年(我永祿七年。西洋一千五百六十四年)。伊斯把儞亞國。非利皮烏斯。第二世王時。國人。歷㆓新伊斯把儞亞地㆒。航㆑海。始至㆓此地㆒。互市。或時獻㆓黃金于國王㆒。請謁。願得㆑賜㆓此一牛皮蓋㆑屋之地㆒。王許可。其國人多縫㆓合牛皮數間㆒。以㆑皮圍㆓土地㆒。以乞㆑之。王竊難㆑之。然恐㆑失㆓信于異邦㆒乃畀㆓其地㆒。伊斯把儞亞即築㆓城于其地㆒。營㆑室列㆑銃。備㆓刀盾㆒。堅固塹壁。居九年。遂起㆑兵。殺㆓國王㆒。奪㆑國。併合焉。實當㆓壬申我元龜三年㆒。置㆓僧官及都督㆒。統㆓非利皮亞諸島㆒。土地炎熱肥沃。殊多㆓米穀。椰子。胡椒。肉桂。生姜。泊芙藍。砂糖。蜂蜜等㆒。山出㆓黃金㆒。海出㆓明珠㆒。其南方瑪爾泥訶地。産㆓白銀㆒。故國富厚。西南銀場。採煉工匠。皆係㆓支那人㆒。凡十七萬餘口。亦我流寓人。分㆓居其東方㆒者。嚴設㆓關防㆒。不㆑令㆑過㆑界。其人被服帶仗。不㆑變㆓本俗㆒。追㆑年孳衍。至㆓三千㆒云。東海島中産㆑金地。乃遣㆓國人㆒採用焉。島名一桂島。又金島。雙桂島。又銀島云。伊斯把儞亞奪㆑國而後。崇㆓信天主教㆒。悉依㆓教門㆒行㆑事。國俗嚴㆓禁狡童㆒。如人犯㆑之。則謂㆓逆天罪人㆒也。積㆑薪焚殺焉。國産㆑鷹。中有㆑酋。飛則群鷹役列。或獲㆓禽獸㆒。則竢㆔其酋先喰㆓其睛㆒。而後群鷹啖㆓盡其肉㆒。國有㆓一樹木㆒。百獸不㆑得㆑近㆑之。一過㆓樹下㆒忽斃云。」我の呂宋に交通あるは。後陽成天皇慶長六年十月。呂宋使を遣し。書及び方物を奉れるに對し。德川家康答書を附し。土物を賜ひて遣歸せしに始まり。尋て八年正月。來聘して方物を獻す。德川秀忠鎧三領を送り。以て答ふ。」九年七月。來聘して書を幕府及び島津氏に致す。十三年夏。安南と倶に使を遣はし。方物を獻し。侵掠を禁せんとを請ふ。」後水尾天皇慶長十七年六月。呂宋の商船來て。緞子。蜂蜜等若干を獻し。貿易を請ふ。家康押金屏風一双綿衣十領を贈て。之に酬い。其の請を聽す。十八年。呂宋使を遣し。葡萄酒。氷糖を獻す。前年の賜を謝するなり。」九月。伊達政宗幕府に請ひて。籌師十人を借り。其臣支倉常長等を呂宋に遣はし。陰に其政教風俗を窺はしめ。兼て羅馬葡萄牙に使せしむ。」元和二年。伊達政宗新に大船を造り。呂宋國に至る。」六年八月。支倉常長呂宋より歸る。」明正天皇寛永七年。天主教徒を呂宋に放つ。」十二年。交趾。占城。呂宋。瑪港とゝに商船の交通を禁せらる。其の耶蘇教國たるを以てなり。」二十年。栗崎道喜。醫を呂宋に學ぶ。」寶永五年陸奥の民呂宋に漂到す。」桃園天皇寶曆三年四月。陸奥の民又呂宋に漂到す。」六年八月。陸奥の漂民を還す。」後櫻町天皇明和二年三月。筑前民呂宋に漂到す。」仁孝天皇天保十一年十月。陸奥の民又漂到す。」明治二十八年八月。西班牙公使と我か外務大臣と東京に於て條約を

結び。呂宋と臺灣との境界を。太平洋のバシー海峽の航行し得べき海面の中央を通過するの緯度並行線と定め。兩國之を超えて所有せさる事を宣言したり。千八百九十八年(明治三十一年)十二月十日。米國と西班牙との平和全權委員の間に條約を締結し。非立彬全島は米國の領土と定められたり。

ルツボ 坩堝は。金屬を鎔解するに用ゐる容器なり。昔時は磁器にて造り來しが。今用ゐる洋風のは耐火煉瓦又は黑鉛にて造る。本邦にては明治十六年一月。東京芝區神明町に創業し。同時に三田小山町にも設立したるが。後合併して大日本坩堝製造所と云ふ。是その製造業の嚆矢にして。品質舶來の物に劣らず。陸海軍各工廠。製造會社。工業家に需要多く。朝鮮支那等へも輸出すといふ。同會社の外。大阪にも該業の會社一ヶ所あり。

レ之部

レイシキ 禮式。我か國の禮式種々あり。磬折。動座。目禮。跪拜。立禮。坐禮。拍手。叩頭。拜舞。擧手注目。握手。その他履を脫ぐ事。冠り物を脫ぐ事。乘物より下る事。外套を脫ぐ事等あり。

【拜禮】古事記(安康)に。天皇爲二伊呂弟大長谷王子一而。坂本臣等之祖。根臣遣二大日下王之許一。令詔者。汝命之妹。若日下王。欲レ婚二大長谷王子一。故可レ貢。爾大日下王。四拜白之。若疑レ有二如レ此大命一。故不レ出レ外以置。是恐。隨二大命一奉進云々」とあり。傳(四十の三葉)に。四拜は云々。下に八度拜白者ともあり。拜とは。書紀推古卷歌に。烏呂餓彌弖。菟伽陪摩都羅武とある(私記に。謂レ拜爲二乎加無一。言二乎禮加々無一也といへり)。呂を省ける言にて。身を屈めて匍伏よしなり。萬葉三(十三丁)に。四時自物伊波比拜(四時は鹿。伊は發語なり)とあると。同二(三十五丁)に。鹿自物。伊波比伏管。三(三十七丁)に。十六自物膝折伏などあるとを合せて。其狀を知るべし(今世俗に袁賀牟と云は。たゞ掌を合すことゝ心得たるは。佛法の拜より云ろひがことなり。又尊むべき物を見奉ることを。袁賀牟と云も。中昔までは無きことなり)。さて吾徒長瀨眞幸が云。上代の拜禮の儀は。今世俗人の禮を爲ると云爲狀の如く。俯て頭を下げて。兩手を衝て拜みしなるべし。神代紀一書に。彦火々出見尊。海宮にして云々。於二中床一則據二其兩手一と見え。推古紀十二年の詔に。凡出二入宮門一。以二兩手一押レ地。兩脚跪之。越レ梱則立行と見え。漢ふみ魏志の皇國傳にも。傳レ辭說レ事。或蹲或跪。兩手據レ地。爲二之恭敬一と云り。此らを見るに。手を據ゑ敬としたりしこと知られたり。然るに續紀に。文武天皇慶雲元年正月。始停二百官跪伏之禮一とある。是よりぞ朝廷の拜は漢風になりけむ。然れとも同四年十二月の詔に。往年有レ詔停二跪伏之禮一。今聞内外廳前皆不二嚴肅一。進退无レ禮。陳答失レ度云々。宜下自今以後嚴加二糺彈一。革二其弊俗一。使上レ靡二淳風一とあるを見れば。上代よりならひ來し禮の止かたかりしなり。官人等すら然れば。況て民間の拜は制もなくて。今に至る迄上代のまゝに兩手據地跪伏す拜の傳はり來ぬるにて。この笏を持て。起居して拜むは。中々に後に漢風をまねび給へるものなり。今の民俗の拜ぞ上古の拜にはありけると云り。まもに然ることゝおほゆ(然るに。今世も神を拜むさまは。かの漢風に近きは如何と云に。そは昔より。僧どもの。佛を拜むさまを教へたるまゝに。其より神を拜むにも。移りたるものなり。今も賤者は。神をも合掌して拜むを以て知るべし)。さて四度拜八度拜なと云は。跪伏なから頭を上げみ下げみする數を以て云なり(後の公の拜の如く。起居する度の數を以て云にはあらず)。恭敬ふ心の至りには。自ら頭を上み下みせらるゝなり。さて其を四度するも。おのづからの定まりなりけむ。後の漢風の拜は。再拜とて二度なるを。續紀十三に。藤原廣嗣か勅使に對ひて。即下レ馬兩段再拜申拜云々とあるは。當時漢風の拜なから數はなほ上代のまゝに四度にそありけむ(四拜と云ずして。兩段再拜と云ふはかの再拜を兩度するよしなり)。又類聚國史に。延曆十八年春五月丙午朔。皇帝御二大極殿一受レ朝。文武官九品已上蕃客等陪位。減二四拜一爲二二拜一。不レ拍レ手。以レ有二渤海國使一也とあるも。此時なほ常には四拜と見えたり(渤海國使の有しに因て。手を拍つことを止め。四拜をも止められしは。全漢儀に見せむためにて。いとあぢきなし。異國人にはことさらにも。大御國の禮儀をこそ示せまほしきわさなれ)。其後遂に四拜は止て。おしなへて再拜になれるを。たゞ神を拜むにのみぞ。後までもなほ四拜は用ひられける。北山抄一分注に。本朝之風。四度拜レ神。謂二之兩段再拜一と見え。伊勢宮儀式帳にも。諸祭の時の儀に。四段拜奉と多く見えたり(小右記に。寛弘二年三月十二日。大原野御社神殿預。狛茂樹宿禰云々。仍今日給レ祿纏頭。兩段再拜。如レ拜レ神太奇也と見えたる。これそのころ。既に神を拜むより外に。四拜ことは無かりしが故なり。又同記に。長和五年三月十四日。石淸水臨時祭云々。攝政云。御拜三度歟四度歟。諸卿申二憶不レ覺由一。攝政云。被レ奉二宇佐神寶一之時。有二三拜一之由云々。余申云。今日之儀偏被レ用二神明儀一。有二何事一乎。有二御幣東遊等一之故也。

攝政云然事也。仍有二四度御拜一云々とあるは。宇佐大神をば佛のごとく祀り給ふ事ある故に。もし佛法の拜ならば三度なるべきかとての論なり)。さて此御段の下に。八度拜ともある(こは例のいや度にて。必しも八度に定まれるには非じかとも思へど。既に四度拜ともあらば。なほたしかに八度なるべし)。そは四度拜を重ねて。再するなり。是はたいよゝ恭敬の至にて。上代より自然然ぞありけむ。後までも神を拜むには此儀あり。伊勢宮儀式帳に。八度拜奉とも。また四度拜奉。手四段拍。又後四度拜奉。手四段拍畢退(これも合せて八度拜なり)とも見え。大神宮式にも。再拜兩段。短拍手兩段。膝退再拜兩段。短拍兩段一拜。訖退出(一拜とあるは拜の數には非らず。敬のあまりに。終に屈伏て退のみなりと。荒木田經雅神主の云れたる然るべし。此終の一拜。儀式帳にも見ゆ)。江家次第公卿勅使儀にも。次使以下奉レ拜四度了拍レ手。次四拜又拍レ手と見えたり(公卿勅使記に記せるも如此し)。中右記に。寛治八年九月一日早旦。出二河原一解除。是今月伊勢遷宮行事可二潔齋一也。被了後十六拜(先外宮次內宮各八度)。是付二兼政說一也(兼政は卜部氏なり)。同記に云々。拜八度。先四度次拍レ手。次四度又打レ手。是名二兩段再拜一(是名二兩段再拜一とあるは誤なり。兩段再拜と云は。上に云る如く。四度拜のことなり。然れは八度拜は。兩段再拜二度なるをや)。大神宮年中行事に。拜八度手兩端とあり(大神宮にては今世にも此拜法を用ひらるとぞ)。又うつぼ物語に。俊蔭七たびふし拜むに云々。又いといたう歡び起居。七たび拜給ふなとゝも見えたり。さて今大日下王のかく拜給ふも。甚く歡び敬ひ給ひてなり。」近時小中村氏の拜禮考あり。本居翁の說に據りて。重複せるところもあれど。前說を補ふに足れば。猶下にあぐ。云く。拜禮は素と誠敬の眞意の表面に顯露する者にして。宇內の各國淳質の風を移すに從ひ。漸く簡より繁に入るは常なる中に。支那は古へより禮節の儀表を重んしたる國俗なるか故に。起伏拜禮の狀。頗る繁縟を免れざりき。本邦の古へ聘問を彼國に通し。政體制度を彼に倣ひしより。禮節も從て其風を移さゞるを得ず。此に於て起伏再拜の節あり。然れとも只朝堂官衙の上にのみ行はれ。草莽間に至ては。猶舊風たる跪坐の禮を墨守する事依然たり。故に朝政衰へ柄權武家に歸してより。終に漢風起伏の拜禮は。禁闕の式典と。神官の祭典とに殘れるのみにて。朝野一般坐上跪伏の簡易禮を通儀として近年に至れり。今其沿革の概を少しく陳述せんとす。拜禮するを古くヲロガムと云ひ。略してはヲガムとのみも云へり。釋日本紀に。公望私記云。拜是乎禮加々無也。是可下折二屈身體一而敬禮上也とみえたるにて。語釋明らけし。今世俗にヲガムと云は。只掌を合す事と心得たるは佛法の拜より云へるひが事也。古き祝詞や。萬葉集の歌に。鹿自物膝折伏とあるは。鹿の如く兩足を折屈むるを云ひ。鶉自物頸根突拔とあるは。鶉の屢々頸を水中に突入るゝ如く。首地に至るを云たる者にて。何れも敬禮の狀なれは。今世俗の兩手を突て跪伏す拜禮は。上代のまゝに傳はりたる遺風と云へし。」さて古への人。其誠敬の甚しきに至ては。一拜に止らす。跪伏ながら頭を低昂して。數度の拜ある可きは。自らの理なるにより。古事記穴穗宮(安康天皇)段に。四度拜八度拜の文あり。應神天皇の朝よりして。漢韓の民。歸化せし者多く。推古天皇の朝。遣隋の使始りてより。漸く彼國風なる。起伏再拜の禮行はれしかど(日本紀允恭顯宗等の條に。既く再拜の字面あるは。例の飾辭ならん)。推古天皇紀に。十二年秋九月。改二朝禮一。因以詔レ之曰。凡出二入宮門一。以二兩手一押レ地。兩脚跪レ之。越レ梱則立行とあるをみれは。未た古禮を用ひられし也。此れは神代紀一書に。彥火々出見尊海宮にして云々。於二中床一則據二其兩手一とある遺風なるべければ。古へ專ら手を據を敬としたりし事知らる。其朝廷に於て立禮を用させ玉ひし始。詳ならざれとも。天智天皇紀に。九年春正月戊子。宣二朝廷之禮儀與二行路之相避一とみえたるより。持統天皇紀。三年春正月甲寅朔。天皇朝二萬國于前殿一とあるまでに。正しき漢風の起伏禮を起され。續紀に。文武天皇慶雲元年正月。始停二百官跪伏之禮一とあるは。全く其禮の成整ひたるにぞ有るべき。然れとも同四年十二月の詔に。往年有レ詔停二跪伏之禮一。今聞內外廳前。皆不二嚴肅一。進退无レ禮。陳答失レ度云々。宜下自今以後嚴加二糺彈一。革二其弊俗一。使上レ靡二淳風一とあるを見れは。上代より習ひ來し禮の止がたかりし也。官人等すら然れば。況て民間の拜は。制も无くて過けん事思ふべし。爾後本朝の古禮なる數度拜を。立禮に撮合して。嚴儀の禮典。及ひ神拜なとには。必兩段再拜を用ひらる。北山抄に本朝之風。四度拜レ神。謂二之兩段再拜一とあるにて。此稱は再拜を兩度する由なるを知る。類聚國史に。延曆十八年春正月丙午朔。皇帝御二大極殿一受レ朝。文武官九品以上蕃客等陪レ位。減二四拜一爲二再拜一。不レ拍レ手。以レ有二渤海國使一也とあれは。此時猶常には四拜とみえたり(禮容を減せられたるは。外國人の我國の禮に習はさるに因てならん)。其後遂に四拜は止て。總て再拜になれるを。只神拜にのみぞ。後までも猶四拜は用ひられける。又伊勢宮儀式帳。及ひ縉紳家の記錄には。重き神拜の時八度拜を用る事あり。且私には一拜小拜と稱する輕易の略式もあり。延喜の雜式に。凡御所及中宮東宮稽首。餘皆跪拜。注に但頭高下隨二人貴賤一とあるは。首の作法なり。江次第元日宴會の條

に。九條殿記云。凡拜時。先突二左膝一。是爲レ令二懐中扇疊紙不一レ落也。然而此拜（元日を云）。先二右足一。屈二御前方一歟。須二一揖還一。右足狹踏。左足廣踏。又爲レ令二下襲能廻一也。又二條殿被レ仰云。有鬚人與二無人一。持レ笏不レ同也。凡笏以レ頭當二口程一。頗俛持レ之也。而有レ鬚人俛持。無人頗寄持なとあるにて。少しく進退の狀を知る。又朝野群載卷二に。裝束進退傳あり。弘仁の內裏式。正月元日。七日。十六日。五月五日等の節會に。皇太子以下。堂下にて【舞踏再拜】の儀あり。又延喜の雜式に。凡授位任官。及別有二恩命一者舞踏とある如く。祿を賜ふ類の恩命には。殊更に庭上に降て。必此儀ある事にて。其作法諸記に散見せり。煩はしけれは擧けず。此れは手の舞ひ足の蹈所を知らすと云へる成語より出たる儀也と云へり。

【拍手】は。物に感動する意の切なる餘に出たる事なれは。神祇を拜する時のみならす。古へ廟堂の拜禮にも此儀あるは。持統天皇紀に。四年春正月戊寅朔。即二天皇位一。公卿百寮羅列匝拜而拍手とある以下。國史儀式等に徃々載たり。再拜兩段再拜の立禮起るに及ひ。或は其拜する毎に兩度つゝ拍手するを常とせり。最も多數なるは。大甞會の時八遍つゝ四度。都合三十二遍打事あり。是を八開手と云。又物を受る時拍手するは。歡喜の甚しきよりの意にて。古くは古事記。及土佐風土記に。雄畧天皇葛城山に獵して。一言主神に逢玉ひし時。群臣各衣服を脫て神に獻るに。手を拍て之れを受くと見えたるに。後世の內裏式に。正月十七日の射禮に。射中る者拍手して物を受け。儀式の園韓神祭儀に。諸司拍手して木綿を受け。江次第豐明節會に。群臣拍手して。白黑の御酒を賜はる等の儀あるは。其古意の終に禮容となりたる也。但し續紀神護景雲元年。慶雲出現を賀する條に。是日緇侶進退。無二復法門之趣一。拍手歡喜。一同二俗人一。また三代實錄。元慶三年十月八日。大極殿落成の時。饗宴に預れる飛驒工等。感悦に堪へす。座を起て拍手歌舞すとあるは。眞情より出たるにて。今人もする態なり。又神式訖て退出せんとする時。拍手するを後手と云ひ。音立す密に打を短手と云類の稱あり。此風俗は漢土迄も聞傳へたりとみえて。周禮春宮大祝條の釋文に。振動今倭人拜以二兩手一相擊。古之遺法然。又魏志倭人傳に。見二大人一所レ敬。但搏レ手以當二跪拜一云々。或蹲或跪兩手據レ地なと載たり。上に擧たる再拜及ひ兩段再拜は。朝廷にても社頭にても。專ら庭上の儀なれとも。又稀に堂上にて行ひし事もあるは。時の宜に隨ひし者なるへし。近世鴨社の舞殿。日光東照宮の拜殿等にて。勅使の板敷の上なから。起伏拜ありしは。猶古義を守られし也。江次第平野。及ひ梅宮祭の條に。神主起再拜。衆官居再拜とあれは。此頃居拜を卑しとせし也。さて鎌倉將軍の頃より。柳營にても專ら板敷の上の座禮行はれ。足利將軍の世となりては。其板敷に疊を敷込る風となりしより。彌々坐禮の便と。簡易なるとに從て。立禮は終に廢れ。雲上の禮式は平凡の窺ふ可きにあられは。稀に神官の祭儀に於て。古禮の遺風をみるに至し也。【婦人上古拜禮】の狀。詳なられど。思ふに男子と同一の態なりけん。中古庭上にて拜禮の狀は。延喜中務式。女官季祿條に。女官降レ座再拜訖。各復レ座。注に用二扱地拜一。謂下着二兩手於地一首不上レ至二乎地一とみゆ。桃華蘂葉に。女房神拜。兩段再拜。乍レ居四度禮レ之也とあれは。神拜は總て坐禮なりし事知らる。【僧家の禮】は。三拜三禮を用る由。儀式其他の書に見えたれは。項足の狀を併せて印度の風なるへし。西宮記に吏部記を引て。王公仁和寺に參し。東庭に於て三拜すとあれは。白衣の人の拜佛はさら也。僧侶に對しても。此の禮を行ひたりと覺ゆ。」右の兩說を以て。古今拜禮習俗の沿革を知るべし。

【拍手の文字】貞丈雜記云。拍レ手事。神代より傳り日本上古の禮也。人に逢時。先つ手を打を禮としたる也。後代は拍レ手禮すたれて行はれす。然共今も神前に向ては。手を打て拜をする也。是本我國の古禮なる故。神前にては手を拍つ也云々。」上古の書に。拍手とある拍の字を。木へんの柏の字と似たる故。かしはでと云ひ違たるが。後には普く云ひ廣めて。かしはてと云傳へて。又柏葉なとの事を附會したるなるべし。中古以來よりの事と見えたり。膳部のかしはてとは別の事也。

【ぬかつく】といふ詞。和訓栞云。ぬかづく。萬葉集に額付をよめり。叩頭をいふ。額衝の義也。歌にぬかとのみもよめり。ぬかの聲々なといふ是也。物語にぬかをつくとも見えたり。和名抄には禮拜をも訓せり。

【反閇】ヘムバイを見よ。

【送り足】オクリアシを見よ。

【目禮】貞丈雜記に云く。目禮とは人を見て。物をいはず。うなづきて禮をする也。

【色躰】貞丈雜記に云く。一人に對してたがひに禮をするを。舊記に色躰とあり。又式躰とあり。蜷川記には式退とあり。色躰も式躰も文字わろし。式退とあるは文字よろしき也。式は法也。退はしりぞく也。禮法を正し。辭退して人を先にたて我はあとに退く心なる間式退と云也。式退と云事を今はじぎあひと云。宗五一册拔書に云。禮儀の事しきだい三度迄は無子細。それ過てはかへりて猥藉也。又人唐記に云。餘りに禮ふかくする事おこつき方に似たる也云々。條々聞書云。人の色躰の事。さ

のみしけきはかへりて猥褻也。三度に過へからすとあり。

【人の相伴】の事。宗五一冊扱書に云。貴人の前にてはひざを左の方を立てあるべし。すはり候物の時はひざなをしくふべし云々。左のひざ立るは。たゞ坐する時貴人の前にては如此する也。酌をとる時は右のひざを立る也。條々聞書。酌並記等にあり。今の世にてはかたひさ立るを無禮の樣に心得る也。古はかたひざ立るを禮とす。【蹲居】と云は。貴人の御前を通るとき。そとつくばひ。手をつきて通る事を云。蹲居と書てうつくまりすはるとよむ也。今は中禮又通り禮などゝ云人あり。

【左右膝立居之事】貞丈雜記に云く。古は貴人の御前に伺候するには。左のひざを立右のひざをふせて坐しける也。大和守積興傳に(京極宮諸太夫滋野井殿同說)。起居の時。右の膝より立は懷中の扇帖紙を不落ため也。左膝より突も其心得也。然れども尊者の側にては。尊者の方の內を先に突て。起時は後にすべし。其證九條殿年中行事に見えたり。江家次第にもあり。江家次第內辨細記云。次向レ乾再拜。先突ニ右膝一。次起時左膝爲レ先。九條殿記云。凡拜時先突ニ左膝一。是爲レ令ニ懷中扇帖紙不一レ落也。然而此拜先ニ右足一。屈ニ御前方一歟。【膝行】と云は。ひさにてあるきはひ出て。又はひ退く事也。貴人の御前へ進み出るにも退にも。御前近くにては。立て進み退くは無禮なる故。貴人よりこなた迄立て行て。扱坐しつくばひ。手をつきてひざにてはひ寄りはひ退く也。三手三足ばかりはひ進む也。退く時も同し。【平伏】と云は。兩手をつき頭をさげ。ひれふして禮をする也(達幸故實抄云。平伏作法事。長觀二年二月十七日。祈年穀奉幣。上卿右大臣被參入之間。予平伏。令居定給之後。予又居直云云。【庭上の禮】又は庭の禮と云事。舊記にあり。是は客人を亭主庭まで送り出るを云也。いにしへは玄關といふ所なし。客人直に對面所の庭へ入て座敷へ上る也。然る故庭の禮有也。貴人をは緣をおりて庭まで送る也(貞丈雜記)。【馬上の禮】大寶儀制令に云く。凡相ニ遇於路一。則三位下ニ馬於親王一。若不レ下。則斂レ馬側立。雖ニ應レ下者一。陪從則否。郡司下ニ馬於其國司一。惟五位非ニ其敵以上一。則不レ下。官人見ニ同位於本國一則下とあり。猶カマの條に記す參看すべし。【朝堂の禮】同令に云。凡在レ廳見ニ親王及太政大臣一。則下レ座。左右大臣及本司長官則動レ座。以外不レ動とあり。其の他王朝以前の禮式の沿革を記さんに。孝德天皇大化三年壞ニ小郡一營レ宮。天皇處ニ小郡宮一而定ニ禮法一。其制曰。凡有レ位者。要於ニ寅時一。南門之外。左右羅列。候ニ日初出一。就レ庭再拜。乃侍ニ于廳一。若晩參者。不レ得ニ入侍一。臨到ニ午時一聽レ鐘而罷云々(日本書紀)。これ朝拜の禮を定められしなるべし。」天智天皇九年正月戊子。宣ニ朝廷之禮儀與ニ行路之相避一(日本書記)。儀制令云。凡行路巷街。賤避レ貴。少避レ老。輕避レ重」儀制令。正月元日拜ニ賀于朝一。自ニ親王一以下不レ拜レ之。唯親戚及家令以下。不レ在ニ禁限一(天武帝八年正月詔曰。正月之節。諸王諸臣及百寮。自レ非ニ其姉以上之親及氏上一。不レ得ニ拜賀一。諸王於ニ其母氏一。亦自レ非ニ王姬一不レ得ニ拜賀一。文武帝元年十二月。禁下正月以ニ拜賀一相往來上。如有ニ違者一。依ニ淨御原朝制一決ニ罰之一。但聽レ拜ニ祖兄及氏上一。今此令原レ焉。蓋其欲下專致ニ忠敬於王室一。而抑ニ私門一遠中權貴上。所下以嚴ニ正名分一開中張禮制上。於レ是乎可レ知矣)。其不ニ元日一而有レ應レ敬ニ於人一。則四位拜ニ一位一。五位拜ニ三位一。六位拜ニ四位一。七位拜ニ五位一。以外隨ニ私禮一」義解云。謂假令卑幼五位以上。拜ニ伏尊長六位以下一之類也。彈正式云。致敬禮者。三位已下拜ニ親王大臣及一位一。注云。參議已上唯拜ニ親王及大臣一。又云。四位拜ニ一位幷三位參議已上一。五位拜ニ三位竝四位參議一。六位拜ニ四位一。七位拜ニ五位一。神祇官祐史拜ニ次官已上一。太政官外記拜ニ少納言一。左右史拜ニ辨省臺職坊使寮司判官主典一。諸衞府監曹尉志。大宰監典。拜ニ次官以上一。助教直講拜ニ博士一。東宮官人拜レ傅。六位已下拜ニ學士一。國介拜レ守。鎭守監曹拜ニ將軍一。官人見ニ本國守一。官卑者致レ敬。位同者不レ拜。若就レ國見猶拜。注云。諸司諸國史生。及諸衞府府生已下。二宮舍人等。於ニ列官以上一。不レ論ニ位高卑一。皆拜。又云。以外任ニ隨私禮一。不レ拘ニ此制一。又條云。親王大臣。及一位二位。於ニ五位以上一答拜。於ニ六位以下一不レ須。五位以上於ニ六位以下一亦答拜。」天武天皇十年五月己卯。詔曰凡百寮諸人。恭ニ敬宮人一。過之甚也。或詣ニ其門一。謁ニ己之訟一。或捧レ幣以媚ニ於其家一。自今以後若有ニ如レ此者一。隨レ事共罪レ之(日本書紀)。」十一年八月壬戌朔云々。癸未。詔ニ禮儀言語之狀一(日本書紀)。これはいかやうなる詔命にや。其事を詳にしがたし。」同年九月壬辰。勅自今以後。跪禮匍匐禮。並止レ之。更用ニ難波朝廷(孝德天皇)之立禮一(日本書紀)。跪禮。推古天皇十二年に制する所なり。集解に。跪禮以レ蹲爲レ敬。坐必據ニ于地一。立禮以レ立爲レ敬。坐必據ニ于榻一也といへり。」持統天皇四年七月甲申。詔曰。凡朝堂座上。見ニ親王一者如レ常。大臣與レ王。起ニ立堂前一。二王以上。下レ座而跪。己丑。詔曰。朝堂座上。見ニ大臣一。動レ座而跪(日本書紀)。集解に。言諸臣見ニ親王一有ニ常禮一也。見ニ大臣及王一。則起ニ立堂前一。而王一人以上拜來。則下レ座而跪耳。儀制令云。凡在ニ廳座上一。見ニ親王及太政大臣一。下レ座。左右大臣當司長官。即動レ座。義解謂。左右大臣。見ニ親王及太政大臣一。即動レ座。其太政大臣見ニ親王一。及親王見ニ太政大臣一。並不レ動也。延喜彈正式云。凡親王。太政大臣。左右大臣。入ニ朝堂一者。諸司皆起レ座。親王太政大臣者。磬折而立」と見えたり(文武天皇元年閏十

二月庚申。禁ニ正月往來行ニ拜賀之禮一。如有ニ違犯者一。依ニ淨御原朝廷（天武天皇）制一決ニ罰之一。但聽レ拜ニ祖兄及氏上者ニ一。」文武天皇。慶雲元年正月辛亥。始停ニ百官跪伏之禮一（續日本紀）。續紀考證に。天武天皇。十年九月。勅。自今以後。跪禮匍匐禮並止レ之。更用ニ難波朝廷（孝德天皇）之立禮一。蓋既復用ニ跪禮一。故此云レ爾歟未レ詳」といへり。」元明天皇。慶雲四年十二月辛卯。詔曰。凡爲レ政之道。以レ禮爲レ先。無レ禮言亂。言亂失レ旨。往年有レ詔停ニ跪伏之禮一。今聞内外廳前。皆不ニ嚴肅一。進退無レ禮。陳答失レ度。斯則所在官司。不レ恪ニ其次一。自忘ニ禮節一之所レ致也。宜下自今以後。嚴加ニ糺彈一革ニ其弊俗一。使上レ靡ニ淳風一（續日本紀）。跪伏の禮を停められしは。既に慶雲元年正月なり。前に出す。」嵯峨天皇。弘仁九年正月己亥勅。此年賀正之臣。不レ暗ニ禮容一。俛仰之間。或致ニ違失一。威儀有レ闕。積慣無レ改。宜下令ニ所司毎レ至ニ季冬月一豫加中教習上。俾ニ容止可レ觀進退可レ度。但參議。并三位已上。不レ在ニ此限一（類聚國史）。延喜式部式云。凡賀正之日。内外諸司五位已上解任之輩。未レ得ニ解由一諸司雜色人。諸國四度使雜掌。及入京郡司。皆聽ニ朝拜一。即季冬下旬。總ニ集諸司一。豫令ニ習禮一。其參議及三位以上。不レ在ニ集例一。また職制律云。凡祭祀及朝會侍衞行事失錯。及違ニ失儀式一者。笞三十。」同十年六月庚戌制。諸司於ニ朝堂一。見ニ親王大臣一。以ニ磬折一代ニ跪伏一。以ニ起立一代ニ動座一。太政官少辨已上。初就レ位者。外記左右史已下皆起。若大辨一人先就レ位者。見ニ後來大辨已下一不レ起。中辨已下。先就レ位者。見ニ後來大辨一即起。省臺長官初就レ位者。輔弼已下。及所管寮司長官已下皆起。刑部大判事傚レ之。輔弼初就レ位者。省臺寮司主典已下皆起。判事屬傚レ之。若長官先在レ座者不レ起。寮司長官就レ位者。主典已下不レ起。但於ニ本司廳一起也（日本紀略）。延喜式部式云。凡在ニ朝堂座一見ニ親王及太政大臣一者。皆磬折而立。若見ニ左右大臣一。及左右大臣見ニ親王及太政大臣一者。並起レ座。即就レ座及出門。訖乃以レ次就レ座。其少辨以上初就レ座者。外記左右史以下皆起（若大辨一人先就レ座者。見ニ後來大辨以下一不レ起。中辨以下先就レ座者見ニ後來大辨一即起）。省臺卿尹初就レ座者。輔弼以下。及所管寮司長官以下皆起（刑部大判事準レ此）。輔弼初就レ座者。省臺寮司主典以下並起（判事屬準レ此）。若長官先在レ座者不レ起（寮司長官就レ座者。主典以下不起。但於ニ曹司廳一即起也）。また朝參座次のことは公式令云。文武職事散官。朝參行立。各依ニ位次一爲レ序。位同者。五位以上即用ニ授レ位先後一。六位以下以レ齒。」右座次は。叙位の前後を以て定め。六位以下は叙爵の前後に拘らず。老人を上席になすよしなり。

【路頭禮節】江家次第に云く。【前駈時遇ニ本主人一時事】爲ニ前駈一參入之時。於ニ途中一逢ニ主人一儀。下レ馬跪。主人車過畢後更騎レ馬。馳レ先而爲ニ前駈一（中畧）。【乘船時逢ニ無止人一時事】下レ舟可レ跪レ岸云々。是故宣孝奉レ逢ニ入道殿一之時。所レ爲レ禮。【父子共前駈勤仕時事】範永朝臣清家朝臣。共奉ニ仕宇治殿前駈一。宇治殿勘ニ發清家一給云。一父過之時無ニ馬上禮一。其禮不レ知ニ子細一。但於ニ馬上一可ニ平伏一歟。雖レ可レ下前駈者不レ下。是式文也。【公卿父子過レ路禮事】四條大納言說。公卿殊不レ下レ自レ車。雖レ逢ニ父子一。猶可レ入ニ車於閑小路一云々。此事不レ當也。故經任卿爲ニ參議一。逢ニ堀川右大臣一。而不レ昇ニ下車一。抑立云々。小野宮例如レ此云々。大臣不レ下ニ前駈一而過云云。九條殿例如レ此云々。後々經任昇ニ下車一。大臣又被レ下ニ御前一云々。【宇治殿與ニ二條殿一逢レ路給事】宇治殿與ニ二條殿一逢ニ途中一給。御前相共下。二條殿隨身近利乍レ乘レ馬。入ニ傍小路一不レ下。車過畢後打ニ出高追前一。宇治殿褰ニ車後簾一見。且感ニ近利一給。又被レ仰云。我隨身有ニ右流左死之者一。今自可レ搦ニ近利一云々。【勒負佐逢ニ大臣一儀】故隆方逢ニ故左大臣一（二條關白）。下レ自レ車取レ笏。立御前駈過畢。當ニ大臣車前左方一一拜。大臣過畢後。山井大納言爲ニ第二車一。隆方乘レ車昇下立。故太政大臣爲ニ第三車一。隆方懸ニ車於牛一抑立。此間左大臣褰ニ車後簾一見給。不レ知ニ可否一とあり。以上中古の禮式を擧く。

【諸禮の流義】足利氏の時。禮法を司る臣三人あり。之を伊勢流。今川流。小笠原流の祖となす。【伊勢流】貞丈云ふ。天下の禮法は。上古は天子より定め出されて。天下の人その禮法を守りし也。鎌倉將軍賴朝卿より。武家の威勢强く。公家武家と二つにわかれて。公家には公家の禮法を守り。武家には武家の禮法あり。京都將軍義滿公の時に至て。彌々武家の禮法盛に備はり。公家の外地下の者。ことぐく武家の禮法を守る事になりける。我先祖伊勢守は。代々京都將軍の政所職をうけ給り。御所奉行を兼勤めし故。將軍家殿中の禮儀作法は。皆伊勢守の司どる事なりしかば。將軍家禮法の記錄多く傳りしが。應仁の亂に多く燒失てんけり。されども夫より後の書とも家に傳へてあるによりて。京都將軍の禮法の家と世にもとなへ。伊勢流と人の名付いふ事にはなりたる也。」貞丈云。近世諸禮と稱して人に教る者あり。古代諸禮といふ名目なし。其諸禮といふ事を見るに。まづ【小笠原流】と稱して。武家座敷の立ふるまひ。冠婚の禮以下。さまぐ細事に至るまで式法を付け。其外官職などの故實。裝束。衣文の着樣。歌連歌。會席の作法。式紙短册の書樣。蹴鞠の作法。香のきゝ樣。筆道の故實。軍禮軍法。茶の湯庖丁方。式三献七五三等の膳部。書院飾りの法。其外種々無量の事どもを。一人して教るゆゑ諸禮といふなり。およそ物

事それ〴〵の家にあるものなり。其道〻はその家〻にあらざれば委しき事はなし。されば何の家と云ふ事はあるなり。其家にあらずしては。其一道の奥義に至りがたし。然るに鼠の物をかぶりちらすごとく。諸道を少しづゝかぶりちらして。一人して是を教るは。何の道にも委しからず。たゞその上皮を嘗めみたるばかりにて。骨までとほして味ひたるにはあらず。其上家傳の說。秘事口傳などゝいひて。一つも古書に合ざる作り事をこしらへて。故實と僞りて。人をたぶらかすたぐひ。近世のはやりものなり。物識りたる人はこれを見て。腹をかゝへて笑ひ物にして賤しむれども。物知らぬ人のまことにして。尊び信ずるはいたましき事なり。」小笠原家は弓馬の家にて。京都將軍家の御師範たりしかば。其頃弓馬の御當流と稱し。此家を宗として。諸士其門人と成りしなり。小笠原は其の頃節朔衆とて。年始。五節供。朔日。十五日ばかり出仕する家にて有しゆゑ。殿中の禮法の事にはかゝはらざりしなり。それゆゑ營中の座敷の立ふるまひ。冠婚等の禮は知る家にあらず。然ども今世小笠原流と稱して。座敷の立ふるまひ以下教る人あり。是は彼家の私の家風ならむか。世に伊勢流といふは我家の事なり。予が先祖は代々伊勢守に任じ。政所職御所奉行をうけ給りしかば。日々出仕し。殿中の作法を司どりたり。同氏もあまた有りて。御供衆とて常に將軍の御側近くめしつかはれしなり。是によりて殿中座敷の立ふるまひの禮の事は予が家に傳はりたり。弓馬の禮法の事は。伊勢守が司どりし事にはあらず。すべて予が家にて教る事は。室町殿の古例を祖述するなり。」又云。武家の故實に【細川流】と云流儀あり。細川殿の私の家風なるへし。京都將軍の殿中の故實とは違たる事有へし。條々聞書に云。公方樣より禁裏樣へ御進上の目錄は。大高だんし一枚にて候。管領の御母より公方樣へ參候折紙。大高だんし一枚にて候。又細川殿より進上の目錄同前。彼御一人に限り如何に候。又云。御具足は兩人してかきて可出候(中略)。細川殿御家許一人して持參候云々。如此かはりめ古も有之。今の世に江戶にて諸禮者といふは。多くは小笠原流と名のりて。人に指南する也。其元祖は小笠原右近太夫貞慶の家臣に。小池甚之丞貞成と云ふ者あり。右近太夫より傳授を受て彼流儀を習ひ傳へて。弟子數多あり。其の弟子の中に齋藤三郞左衞門久也と云者あり。久也か弟子に水島傳左衞門元也といふ者あり。後に卜也と號す。其頃常憲院樣の若君德松樣御髮置の御祝ありしに。御白髮をは堀田對馬守正英献上すべき由被仰出ければ。對馬守かの水島に命して御白髮を調へさせて献上せられけり。此事よりして世上に名高く成て。弟子もおびたゝしかりし也。此水島と云者。小笠原家にも無之事を私にこしらへ出して指南したり。それを受傳へて水島が弟子の又弟子に至る迄。面々思ひ〴〵色〻の作り事をこしらへて。世にはやらかすによりて。今は小笠原流と名乘る者共皆一樣ならず。皆古實を取失ひたる事多し。其書籍などを見るに。樣〻僞りたる作り事を記して。腹をかゝへて笑ふへき事多し。小笠原家にてはさぞ迷惑なるべし。今は世に弘まりければ諸大名なども。かの水島流を用ふるになりたり。物知りたる人は物わらひにする事也。くちおしき事ならずや。然共箇樣の事をいへば。人の爲にあたりさはりにも成る故猥に云がたし。ある人水島が傳書を所持したるをあまた借て見しに。其の書の末に奥書あり如左。右何〻の書者古事新事交合。初學爲ニ門弟一綴レ之。而深令レ秘畢。後學可レ被レ改ニ予非一者也。穴賢。年號月日。水島卜也元成。」右の如く見えたり。古事新事交合とあるを以て。卜也が色〻つくり事をこしらへたるを知るべし(以上貞丈雜記四季を參取す)。

【初見參の禮】貞丈雜記に云く。京都將軍家へ諸家の陪臣猿樂田樂等御目見の時は。御殿へ上る事なし。御對面所の御庭の白砂にかしこまりて。御目にかゝりし也。東山殿年中行事年中恒例記などを見て知るべし。【德川時代の禮式】德川氏の時。元龜天正の戰國の遺風を承け。武家にては冠及び烏帽子は用ひず。足袋も僧侶と老人と女の外用ひさることゝなり(フクセイ參看)。膝を折りて坐することゝなり。恰人のみ盤居するを禮とせり(角力は貴人の前にても盤居を許され居れり)。身分卑き者は貴き者に禮し。貴き者は別に答禮をなさゝる事なれども。餘りに自分の隔りたる卑き者は却て貴人に禮するを無禮とし。下郞は已の主人にこそ言はを交へもすれ。他人の家に行き。又は他人に遇ふ時は背を向きて默し居るを禮とせり。武家は凡て軍隊組織なれば。階級の差により尊卑の禮を異にし。卑き者は高き者の前には。雨天にても泥濘にても。傘及び履を脫して。地に平伏せり。唯平民は左までの事なく。將軍の御成にも跪坐するのみ。女子は立ちて之を觀るも皆なかりき。當時の武家の禮青標紙に記す所を見るに。位高き人に遇ふ時は。丁寧なる禮をなさゝるを得さるを厭ひて。之れを避けて橫町に隱れたる者多かりしなり。同書に曰く。【傳奏其外公家衆日光御門主途中行逢心得】攝家親王方途中に而見掛候はゝ。成丈脇道へ外し。無據出會之節は。供を落し。駕籠を居。會釋に不及候事。一但外道橫町等へ外し候はゝ。供廻り繰込。駕籠後に向爲釣。鑓は伏に不及。先方へ見候而も不苦候事。兩本願寺も同斷。無據通り違之節は。片寄へ障不中候樣致候事。」傳奏衆其

外は公家衆出會之節。構も無之候得共。片寄候而。供廻り等相障不申様致候事。」日光御門主途中に而御見掛申候節。成丈け外し。御通過罷在候事。」御三家方御三卿方途中御逢被成候節。御規定幷扣程合先拂致見合下乘下馬致し。先挾箱にて立留。長刀に而下へ居。御通行之節致御時宜候事。」同斷之節雨天に候得は。手傘相用。長刀見受候而。傘脇へ差置き。御通行之節御時宜致し。夫れより傘相用候事。但し合羽はぬき申候。裏附相用候事。川向或ひは割下水など有之候得は。下に居り。御時宜致さず候事。御會釋之節。槍箱伏せ不申候事。但し供槍箱は下に置候事。【御拳之鳥御鷹之鳥途中心得】御目見以上は。御拳之鳥之由心得迄に申達。制方は無之。人々愼迄に候事。陪臣は下乘下馬爲致。雜人は片寄候而。冠り物下駄等爲取候事。夏御鳥冬御鳥上使之節は。徃來差障候はゝ片寄候樣聲掛け候迄に候事。【御茶壺。日光久能御鏡等行逢心得】右行逢之節は。建場に而は見合。自然野邊抔之節は。乘物居置。御茶壺或は御鏡通り過候而。罷通り候得共。旅行差支に相成候間。已來は片寄。召連候者笠取罷通り候樣致度旨伺候處。右之通に而宜候得共。道幅狹り候處。或は山坂等に而は。乘物扣候樣。且亦乘掛駄荷等は。場處之處へ相扣。右通行過罷通候樣致候事」とあり。鳥。鷹。御茶壺等。將軍家に緣故ある物品には人皆之を禮するの法なりしこと。今より見れば甚だ奇なり。德川氏の頃は。目鏡を用ふるは欠禮なりとし。人に挨拶する時は之を脫する禮なりき。凡て容貌を變じ。又は面體を隱すことは之を無禮として。襟卷。頭巾。笠。頰冠。手拭かぶり等は之を脫するを禮としたるも。浪人及び虛無僧は笠を用ふるを許され居り。老人及び僧侶は頭巾襟卷等を用ふるを許され居たり。

明治以後。明文を以て規定するものは。陸海軍及警察官の敬禮にして。宮中の禮式は一定の慣例により。尙隨時の祝弔參內は其都度其方式を諭告するものとす。陸海軍にありては。明治十五年五ヶ條勅諭の一條にて。上下一致の要道とする處にして。禮砲。儀仗兵。及軍人の單獨の敬禮及軍隊艦隊の敬禮とし。其禮式には天皇。軍旗。三后。皇族。將官。所屬長官等に對するものと。單に上官に對するものと。同級及下級に對するものとあり。而して其要とする處は長上には敬禮し。同級は敬禮を交換し。下級に對しては答禮するを本則とす。其陸海軍共同するときは。海陸軍の各級を通して此原則を行ひ。各國聯合軍の間に於ては聯合せる軍隊の間に於て之を通則とするか故に。時としては此禮式の錯誤よりして重大の事件を生ずる事あり。故に各國艦長職務規則には。國旗の名譽に關するときは艦長は兵力を用ゆるを得るの一項を規定せざるものなし。而して軍人單獨の敬禮は擧手注目を行ひ。執銃するときは捧銃を行ひ。拔刀するときは捧刀を行ふ。軍隊の敬禮は隊伍は不動の姿勢を採り。指揮官のみ單獨の敬禮を行ふ。而して軍樂隊及喇叭手は天皇三后に對し奉りては君が代を奏し。軍旗に對しては「足曳」。將官に對しては「海行かば」。軍隊相互にありては「皇御國」を奏す。行進する軍隊にありては。隊伍をなして歩調を取らしめ頭を受禮者に轉向せしむ。」軍艦及砲臺にありては。軍旗を揭げて敬禮し。禮砲を發射す。禮砲は皇族及將官若くは之に相當すへき國賓に限るものとす。」陸軍禮式(二十四年四月陸軍省達第四號)。同附錄(二十四年十一月陸軍省達第百六十九號)。陸軍禮式同附錄中改正の件(三十一年三月陸軍省達第三十二號及三十三年五月同達第五十五號)。海軍敬禮式(十八年三月海軍省丙第十一號)。海軍敬禮式中改正の件(三十一年三月海軍省達第三十八號)。海軍軍隊敬禮式(三十三年四月海軍省達第五十八號)。海軍禮砲條例(三十年一月勅令第六號)。驅逐艦は禮砲を行はざる件(三十三年六月海軍省達第百二十五號)。

【警察官の禮式】警察官は最も紀律を重んじ。危難に處して迅速事に當ること軍人に等しく。且憲兵と共同動作する場合等に於ては。殆んど軍隊聯合の場合に等しく。整然たる秩序を要するを以て。其禮法亦略之に類するものとす。明治十九年九月二十七日內務省令第十八號を以て。警察官吏禮式を定め。更に二十四年八月。內務省訓令第十五號を以て。警察禮式を定め。監獄官吏も之に依據せしむ。三十三年五月內務省訓令第十三號を以て。同禮式中を改正し。同月同省訓令第十四號を以て。水上警察禮式を定め。現に之を行ふ。

猶射術。葬禮。婚姻。元服その他儀式に關する禮式は各條下に就て看るべし。

レイジン　伶人。(ガクニンを見よ)

レイフク　禮服。(フクセイを見よ)

レイヘイシ　例幣使　例幣使とは。毎年伊勢神宮。神嘗祭に就て。奉幣せらるゝ天皇御式にて。其御使を例幣使といふ。續日本紀。元正天皇養老五年九月十一日。天皇御二內安殿一。遣レ使供二幣帛於伊勢大神宮一と見ゆ。續紀考證云。太政官式云。凡九月十一日行二幸八省院一。奉二幣於伊勢大神宮一。其使者太政官豫點二五位以上王四人一。卜定。用二卜食者一人一。大臣奏聞。宣命授二使王共神祇官中臣忌部一。發遣事見二儀式一。大日本史注云。公事根源以レ此爲二例幣之始一。案九月奉幣。始見二于此一。是後率在二他月一。難二以爲レ例。仁明天皇承和元年在二九月一。其七年九年。並云例也。據レ此爲二永制一可

レ知。凡九月朔日より十一日に至るまで。齋戒せらる。これを前齋といふ。十一日の朝。幣使發足するなり。公事根源云。例幣とは。伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ。毎年の御事なるによて例幣とは申也。昔は神祇官へ行幸なりて此事行はる。祭主中臣忌部卜部など參て。御幣を請とりていつ。使の王御馬申事など常の奉幣のごとし云々。養老五年九月十一日に。はしめて官幣を奉らる。」さてこの典は。應仁の亂前までは行はれつるが。絕て久しくなりしを。正保四年德川家光。伊勢奉幣使を復し。且つ日光東照宮の奉幣を請ふ。德川禁令考に。正保四丁亥年四月十六日。例幣使起例。正保四年四月十五日。奉幣使登山。十六日於二神前一奉幣の御儀式有(是よりは不時に登山なり。今年より例幣使となりて。毎年四月十六日。此の儀式有之。白石が紳書に。德川の御家萬々歲の後も。奉幣使退轉なからん爲め。三ヶ原の禁裏の御料に。奉幣使領二百石を添へらるゝといふ。政化間記)。右に謂ふ所の例幣使料は果して寄附になり。老中より所司代へ令書あり。左に載錄す。其言娓々數十條。後世の保存を謀る。古人の用意深切なる思ふへし。承應二癸巳年九月十七日。例幣使御料に付所司代へ達書。覺。今度御寄附之例幣使料五箇村之內。西村者相分候間。境目於レ不二分明一者。新規式堀土居等申付候哉。或は炭埋竹木植候哉。至二後代一諍論無レ之樣可レ有二談事一に付西村相分候。境極候上者。例幣使料に成候分。新規村之名改於レ可レ然者。是又可レ被二相改一事。」野山入相之所於レ有レ之者。當分諍論無レ之候共。至二後代一無二混亂一可二相守一之趣書付之。水野石見守。五味備前守。佐野主馬。設樂勘左衞門。加印判雙方へ渡置可レ申候事。」例幣使料成候。五ヶ村之名主。百姓連判にて定納請負手形案文。主馬勘左衞門。持參候間。其通總百姓に手形申付之。重而差圖におよひ候迄者。五味備前守預り置可レ申候。但手形之宛所。竝米納拂之儀は。於二其元一遂二相談一以來迄。相違無レ之樣可レ被二相極一事(以下有數條略之)。承應二癸巳年九月十七日。伊豆。讃岐。雅樂。板倉周防守殿(教令類纂)と見えたり。伊勢の奉幣は。廢絕すること百八十餘年にて再興なりたり。日光は。是れより每歲四月。參議一員を下し賜へり。

レイヤウ 羚羊。(シシ。モウセムを見よ)

レウボ 陵墓。此の條墓墳に係る凡ての事を記す。【みさゝき】は。天皇の御墓を申す。和訓栞に。御狹々城の義なるべしといへり。古くは。みはかと申せり。古事記傳(十七)に。萬葉二に。八隅知之(ヤスミシシ)。和期大王之恐也(ワガオホキミノカシコキヤ)。御陵奉仕流(ミハカツカヘル)。山科乃(ヤマシナノ)。

鏡山爾(カガミノヤマニ)云々。師の考に。古は天皇の山陵をも。御墓とぞ云つらむ。茲は御陵とは書たれど。みさゝぎとは訓がたく。必みはかと訓べければなり。書紀仁德卷雄畧卷などに。難波荒陵(アラハカ)と云地名もあり。源氏物語須磨卷に。院の御はかとあり。又美佐邪紀と云も。古き稱なり。和名抄に。山陵。美佐々岐。また諸陵寮。美佐々岐乃豆加佐とあり。但し某天皇の御陵なと云ときは。美波加と云べく。其御陵を指ては。美佐邪紀とも云へし(たとへば某處の美佐々紀は。某天皇の美波加ぞ。なと云むが如し。某天皇の美佐邪紀などは云ざりけむ)。凡て同物も。指さまによりて名のかはる類多し(後世になりては。陵をばすべて美佐邪紀と申して。墓と別ことゝなれり)と見えたり。さてはかは。跡はかもなく。そこはかもなく。などいふ意にて。其跡のみ遺れるよりの名なるべしといひ。また果處の義ならむなどもいへり。御陵の制は。喪葬令に。凡先皇陵(謂先代以來帝王山陵皆是也。帝王墳墓如レ山如レ陵。故謂二之山陵一。其皇后太子墓在レ令無レ文。須レ依二別式一也)。置二陵戶一令レ守。非二陵戶一令レ守者十年一替(謂課役准二陵戶一。義倉同二庶民一也)。兆域內(謂兆亦域也。墓大夫掌二郊墓之地域一爲レ之圖是也)。不レ得二葬埋及耕牧樵採一と見えたり。蒲生秀實の山陵志に。御陵の制の沿革を總叙して云。上古大朴。山陵之制未レ備。瓊杵氏。炎見氏。彥波瀲武氏。邈矣(三陵皆在二日向國一)。自二大祖一至二乎孝元一。猶就二丘隴一而起レ墳焉。自二開化一其後蓋寖有レ制。及二垂仁一始備。下至二于敏達一。凡二十有三陵。制略同焉。凡其營レ陵因レ山。從二其形勢一。所レ向無レ方。大小高卑。長短無レ定。其爲レ制也。必象二宮車一。而使二前方後圓一。爲レ壇三成。且環以レ溝。夫其圓而高者。如レ張レ蓋也。頂爲二一封一。即其所レ葬。方而平者。如レ置レ衡也。其上隆起。如二梁輈一也。前後相接。其間稍卑。而左右有二圓丘一。倚二其下壇一。如二兩輪一也。及レ至二後世一。民睹レ之而莫二能識一焉。猶謂曰二車家一。蓋亦以レ是也。自二用明一至二于文武一。凡十陵。特變二是制一。但圓造レ之。穿二治玄室於其內一。而築レ之以レ塹。覆レ之以二巨石一。石棺在二其內一南面。故其戶南向。而累石爲二之羨道一。其制嚴密。既已如レ是。是以不二復環レ之以一レ溝也。班鳩太子治二壽藏于河內磯長一。即是制也。當時太子自負二聰明有一レ才藝。居二作者之聖一。於二舊章一多レ所二變替一。乃若二山陵一蓋亦然歟。迄二于南都一。更復二舊制一。惟其所レ仍。正南面而已矣云々。其卜二塋兆一。程二土物一而與二徒庸一也。必徵二於天下諸國一。然民以二其哀如一レ喪二考妣一。乃成子來服レ役。無二以爲一レ厲(應神陵。東北之隅營築未レ了處。名二甲斐阪一。土人傳。是常時甲斐人所二當役一。會其邦有レ故。不レ得レ來焉。而後遂不二復治一也。又仁德陵上凹處。名二尾張谷一。即尾張役夫不レ畢二其功一者然也。口碑所レ存。實其爾哉)。孝德中興。爰制二其度一。凡陵

墓高卑之等。其工役之課。乃有二常程一(詳見二前註一)。及二中宗繼ㇾ統。慮二其德之不ㇾ如ㇾ古。深恤二民隱一。止二其役一焉(天智帝葬二其母齊明帝于越智一。以二間人大后一附焉。而曰。我奉二天皇大后之遺詔一。以三深恤二民隱一。不三敢興二石槨之役一。冀永世以爲二鑑戒一。按石槨謂三穿治二玄室於陵內一。蓋其營以二勞ㇾ民大重一。故工役之費。乃官給ㇾ之。一不二復徒勞一)。夫惟恤二民隱一。是以能止二其役一焉。故齊明及天智陵。是其治ㇾ之也。無二乃從ㇾ儉乎。然而君子不下以二天下一儉中其親上。而況王者乎。宜後朝不二敢安ㇾ之。即就二其陵一更修造。是亦所三以追ㇾ思繼ㇾ孝也(持統帝元年。皇太子率二公卿百寮國司國造及百姓男女一。營二大内山陵一。可ㇾ見此復興二其役一焉。文武帝二年冬十月。修二越智山階二陵一。所謂山階。是天智陵也。明其所二初築一。皆從ㇾ儉也云々)。及三皇都奠二于平安一。則其郊野之際。負ㇾ山帶ㇾ川。不二甚博一。其丘阜之形。蓋亦宜ㇾ陵者鮮矣。是以其陵率皆平地之所ㇾ築。而遺詔依ㇾ例。以薄二其葬一。蕞爾坏土。無二復如ㇾ舊。況其火ㇾ之。不三必於二陵所一也。餘燼遺骸。輸二于毛髮一。由ㇾ是遷徙。弗二一而已一。既而塔擬二山陵一。僧司二喪祭一。不二復奉ㇾ謚。遂停二尊號一云々。邦國憔悴。職是之由。而自二紀綱不ㇾ振。官失二其職一。諸陵寮廢。奉幣使絕。而後發ㇾ陵盜ㇾ藏。無ㇾ所二畏憚一。戰國喪亂之際。其禍何過。所ㇾ在伽藍。遇ㇾ兵盡殘。塔中所ㇾ藏。亦從而亡。嗚乎可二勝慨一哉。幸而其所二完以存一。惟泉涌寺諸陵。及其餘二三也已矣(中畧)。泉涌寺。齊衡三年。左大臣藤原緒嗣所ㇾ創。始號ㇾ之曰二法輪一。厥後更ㇾ之曰二仙遊一。建保六年。大和守中原信房。以二法師俊芿一居ㇾ爲。芿又更ㇾ之曰二泉涌一。當時以二堂宇荒穢一。芿上疏以請ㇾ理ㇾ之。元曆上皇。爲ㇾ之降施甚渥。貞應三年秋七月。勅二中納言藤原通方一。昇以爲二官寺一也(元亨釋書)。自二四條帝之葬一也。而經二十三世一。至二後光嚴一。又以爲二陵所一。而後圓融。後小松。稱光。後土御門。後奈良。正親町。相尋乃爾。後陽成以降。世々併ㇾ與二其后妃皇太子之喪一。蓋亦皆例以葬焉。以上山陵志を節畧して抄出す。さて右のごとく荒廢に屬して數百年を經たり。德川幕府の時。その修補をなし奉りしこと三回あり。下に德川禁令考を引て。其概畧を叙すべし。云く。德川氏偃武の後。皇家歷代御陵の所在を撿して大に修補する。元祿度より文久度に至りて三回土木の役あり。今遺記に取て其成功を存す。」元祿年中(年紀を闕く。今實記に就て之を考ふれは十六年とす)。古代天子の御陵を修理せらる。或云。細井廣澤。古代御陵の諸國に在て。封域もなくして。樵牧徑路と成を歎し。ひそかに松平吉保に申せしといふ(政化間記)相傳。此時古御陵頹廢して。無知の民或は耕蕘するに至る。柳澤吉保之を將軍に告く。而して其域を詳にせず。乃古書に考へ土老に問ひ。趾に因て藩を植へ。屏を起して。二十五所を修理すと云。」享和四甲子年二月(今年文化と改元す)。從江戶被仰出候所々御陵之四方に。堀幅一間半にほり切。水をため向後農人等御陵之上にあかり不申。又は田地にいたし不申候樣にとの御事。中井主水承之(月堂見聞錄)。按に曩時元祿年間。常憲公大に諸陵を修め廢を興す。二十餘所。然れども靈蹤尙ほ周詳ならず。將軍家齊公之を懼れ。享和年間所司に命し。或は吏を遣り四捜し。其照徵を獲て。疊石を修め。屏欄を遶し。數年の勞を累れ。其功を畢ると云。然るに享和より文久に逮ひ。未た六十年を過ず。地に陵谷の變なしと雖とも。人に換世の遷ありて。其保護遺囑を唯傳聞に附して。寖く荒涼の機見ゆるを以て。支藩の族之を修理せんを幕府に請ふ。幕府固と此に意あり。輙ち其董役を委任して度費を給す。之を實記に蒐索する者左の如し。」文久二壬戌年閏八月。山陵修補御用掛達。戶田越前守。內願之通達御聽候處。御機嫌に被思召候。今度山陵御締向御普請等之御用被仰付候事に候條。可被得其意候。今度山陵御締向御普請等之御用被仰付候に付て者。御普請等之仕方。其方見込に御任被成候間。國々へ家來等差遣。爲仕立候樣可被致候。尤土地奉行へ可被談候。且又御入用之儀者。追々御下被成候間。御入用高等取調可被申聞候。戶田越前守家來間瀨和三郎。今度山陵御取締向御普請等之御用被仰付候處。是迄御普請其外御手傳之御用被仰付候振合と違。御普請所仕方其方見込に御任相成。國々へ家來差遣。爲仕立候事も候間。重役之內重立引受取扱候者無之候て者。御用辨も宜かる間敷儀に付。右和三郎へ取扱申付。萬端麤畧之儀無之樣取扱候樣に可被致候事。右山陵御修補。文久三年歲尾に至て成功を奏す。叡感斜ならず。御宸賞被爲在。當大樹を被叙從一位の宣下あり。」文久四甲子年正月(今年元治と改元す)。叙位宣下。家茂公叙從一位(宣旨は玆に畧す)。此後戶田越前守も。特旨を以て從四位に叙せらる。先に間瀨和三郎義。諸大夫仰付られ。戶田家一門の事故。戶田大和守と受領有之。追て山陵奉行を命ぜらる。歲俸米二百人扶持。萬石以上格。慶應二丙寅に至り。二百人扶持返上。宇都宮侯高の內七千石。新田三千石。都合一萬石の分地諸侯の列に入る。さて今は宮內省に諸陵寮を置れて。其の所管となれり。

【陵戶】玉石雜誌に云く。刊本五代記に。山守と書り。これ戶令に陵戶と云。職員令諸陵司に陵戶の名籍を掌るよし云へり。陵とは墓なりと義解に見えたり。天子ならても。陵と云し例を引は。駿河(スルガ)國益頭郡。鳥羽陵は蘇我稻目の骸を藏せし地。勝間陵は。國造勝間直を葬りし地と。彼國の風土記に記しつるにて考ふへし。さて其陵墓の事を司とる者を守冢と云。陵戶とも云。

レウホ

【墓碑】工藝志料に云く。大寶元年制して親王及三位以上の墓は皆碑を建てしめ。以て官位姓名を錄す。而して功を錄せず（墓碑を建つるの制出づといへども。而れども當時墓碑を建つる者甚尠かりしか。今存する者甚罕なり）。また喪葬令に。凡三位以上及別祖氏宗（謂別祖者別族之始祖也。氏宗者氏中之宗長。即繼嗣令聽レ勅定是也）。並得レ營レ墓（謂墓之言墓也。言冢營之地孝子所二思慕一者）。以外不レ合。雖レ得レ營レ墓若欲二大藏一者聽。凡墓皆立レ碑（謂碑者刻レ石銘レ文也）。記二具官姓名之墓一と見ゆ。徳川氏時代以前の墓には。年月と死者の名を記せしもの甚少し。唯梵字など記せし者多し。工藝志料に云く。慶長年間徳川秀忠。天下に令して。毎戸に佛龕を置き。其の信する所の宗旨を守らしむ。僧徒因て人死すれは之に戒を授け。法名を與へて以て之を葬る。子孫或は碑を其の冢上に建て。法名及歳月を記する者あり。（武人多く墓碑を營む）。既にして此の俗海内に傳播し。遂に墓碑を營まざる者無きに至る。其の碑は或は方石を用ゐ。或は板石を用ゐる形狀一ならず。是に於て石工の業甚繁し。」享保年間諸國の石工。始めて石を鑿て。墓碑材と爲し。砥石を以て。石面を琢磨し。而して後文字及物象を刻するを爲す。巧業の進歩せるなり。是を石を磨くといふ。安永年間諸國並に墓碑を建つるに。專方石を用ゐる風俗の變ずるなり。此の際江戸の石工始めて文字を伊豆の爾夫川石に刻することを爲す。甚鮮明なり。時に廣瀨群鶴といふ者あり。江戸の石工の中に於て。特に名匠と稱す（子孫今に至て四世皆名を墜さず）。是より後。江戸及諸國の石工。石上に文字或は花章を彫刻するを大に進歩す。而して今に至る」とあり。猶卒塔婆及び板碑の條參看すへし。

古來墓制のこと三木清操氏の考說に。或る新聞に。某縣下にて。一の岡の側に圍りを石にて疊みたる。いとあやしげなる穴を見いだせりとて。其樣を記し云ふ。穴の中悉く石にて疊み。大きやかなる二枚の平たき美事の石にて其上を蓋ひ。そが中には人の骨。齒及び刀の刃など遺りをれり。是れ上古民びとの穴居せし處なるべく。上古蒙昧の世にしてかばかり美事に巧なるこそ。心得難きまでなり云々と。予按ずるに。是れぞ中古以上の貴人の墓にて。その巧なるもうべなりけり。其墓なるを誤る故に疑も起るなり。さて今の如く地を深く穿りて。其中に棺を納て土を蔽ふは。中古以下の事にて。其前は大方は棺槨を平地の上に置き。其の上へ土を築き。岡の形を爲せし者にて。そが故に墓を塚とぞ云ふ也。塚も墳も皆な「ツカ」と訓して。土を築きて岡を爲すの謂にて。今の如く地を穿ち。遙に地の下に棺を納れ。上みは平地と均きときは。何とて塚と云ふ可きや。又た其丁重なる墓は。彼の國（支那を云）の制に倣ふて。岡の側に左右より隧道を穿ちて。その中ころに至り。石にて圍りを疊み。其中に棺を納れ。土にて口もとを封じしなり。左ればこそ。我國にては隧を「ハカミチ」と訓し。彼にては康熙字典に墓道也とあり。山を穿つて。人。滊車などの通ふ道なりと心得人も有べけれど。本は墓を作るより起りし事知るべきなり云々。又た古は墓じるしも。今の如く石など立しに非ず。大方は木など樹て。その標となせし者なるべく。今古る塚の上みに。多くは大木の有るを見て知るべし。そが代りには。其人生前の履歷。生死の年月などあるは棺の石蓋に刻り。あるは別に石に刻りて棺と共に埋し者にて。彼の國の銘を地に埋る如き也（銘は必す墓の上に立つる者と心得をる人も有べけれども。銘は棺と共に埋る者にて。歐陽修の河南府司錄張君墓表中に。其友人河南尹師魯志二其墓一。而廬陵歐陽修爲二之銘一。以二其葬之速一也不レ能レ刻レ石。乃得二金谷古甎一。命二大原王顧一。以レ丹爲二篆書一。納二於壙中一云々とあるにて知べし）。我邦今も高貴の人などは。墓上に立つる外に。又別に土中に埋るあり。さて墓標に石を立つるも。中世佛法の盛行せられし後の事なるべく。其初は今の如く。角石平石などの。美事に大きやかなる石を立しには非る也。大方は小き石を重れて。塔の形を爲せし者にて。今猶は角も圓きも。なしなべて石塔と云ふも此れが故なり。その證は。諸國にも多かるべけれ共。余が縣にて彼の里見時代の闘にて亡し諸將の墓の中に。有名なる千葉介常胤の墓なども。至て手輕き事にて。小き石を重て五重の塔の形を爲せしのみ。亂世の時なれは勢然らざるを得ざるへし。賴朝時代にかゝる墓石は無かりし也。今の如く墓石の改りしは。凡そ三百年以下の事にて。蓋し徳川氏政統を治め。天下太平に歸し。奢風漸く生して。此亂世の粗畧を改め。古の築土に復せすして。たゞ其外のみを美事にせしにて。或るは彼の國の碑銘に倣ひ。或るは石塔の主意を失ひ。若くは地下に埋べき銘を。墓標となせしなるべく。今角石などへ。廟の形佛の像などを刻するは。是れ昔のなごりと知られたり。將た今の如く地を深く穿て其中に埋るに至りし事は。何の世より爲しかは。文献の徵すべき無きを以て。其詳を知るに由なしと雖ども。是れ築土の事を畧せしにて。大方は天下亂れ武門政柄を爭ひ。百事粗畧に流れし頃なるへし。看る人沈思せは思ひ半に過んといへるがことし。今は墓碑石などに制度なく。各自の適意に標名を建ること。人の知る所なり（墓地の制は。ホの部にあり）。

【墓祭及墓參】和訓栞に。はかまつり。神代卷に。花時亦以レ花祭と見えたるは。墓祭の始なるべし。墓祭は葬魂

の享なり。熊野有馬村の遺風仰くへき事にこそ。光俊。「神まつる花の時にやなりぬらむ。有馬の村にかゝる白ゆふ」。今も祖先の墓に。櫻花を手向て祭ることありともいへり云々。今肥前長崎の港に。清明と中元と。其墳塋を祭る。されと諸民墓所に集り。各自に醼飲を事とし。歌聲喧擾たり云々といへり。案るに。神代紀にある。熊野有馬村の故事を墓祭とするは。古傳に暗きことなり。本邦の風俗に墓祭といふことはなし。陵墓へ幣帛を奉ることはあれと。祭典を行ふにはあらず。長崎の墓祭は。支那の風俗の遷りしなるべし。又歳時記に【墓參】は七月朔日より十五日に至りて。各祖考の墳墓に詣る也。これ唐山の人。清明の日。上墳祭掃に同し。」源順家集に七月十五日ぼんもたせて山寺に詣つる所。「けふのためなれる蓮の葉をひろみ。露おく山に我はきにけり」。是盆の墓參り也。和漢文撰(前文略之)。「一家みな杖にしら髮の墓まゐり。まゐるこゝろのかたみなからに」。芭蕉云。今思に白髮の魂祭は其日の感情は演たれと。發句は祭る姿にあらす。此故に參の字を以て歩行の樣を形容せしに當季の詞も慥ならす。增て切字の入所もなし。此等や有樣躰と云て「まゐるこゝろのかたみなからに」と下の句を云ひ。次て俳諧の歌もしらるへきや云々。

徳川禁令考に。寶曆十一辛巳年六月三日の達を載せて云く。先祖廟參願の件。先祖之年回等に付。江戸之外。菩提所參詣之儀。近例者無之候得共。向後右之通之儀。相願候者も有之候はゝ。其身一代に一度者可相濟候。右之趣頭支配之面々へ寄々可被達置候。六月。按に。明和二年二月十日再達に。江戸之外に而も。立歸之場所は其身一代一度に不限。年忌等之節々。參詣致度旨。相願候はゝ。是又可相濟候。但し江戸之外。立歸に而無之場所は。先達而相達候通とあり。

現行刑法に於ては。墳墓を發掘して。棺槨又は死屍を見はしたるものは。二月以上二年以下の重禁錮に處し。三圓以上三十圓以下の罰金を附加し。之に因て死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加すとあり。又墓地埋葬取締規則には。墳墓は管轄官廳の認可區域に限り。其取締を受くるものとし。死者は戸籍官吏の認許を受け。死後二十四時間後に之を葬り。改葬は警察署の認可を受くるものとす。

レウリ 料理とは。ハカリチサムルといふ義にて。何事の上にもいふ語なり。然るに單に料理といへば。食物を割烹調味するの名となれり。衣食住の三要は人生日常缺くべからざるものなるがうへに。時々の嗜好風尚を案じて。割烹調理の事益々精しくなりてより。種々の式作法をも生じたり。こゝに明治三十二年時事新報に載錄したる石井泰治郎の談話を抄出して。先づこの料理の變遷を知るの料に供し。而して古來の割烹に關する細事を叙せんとす(尙詳しきは各食物の條下に就て求むべし)。【料理の諸流派】玆に日本の料理の事を話すれば。其初め禁中の料理法と。臣家の料理法との二つに分れて。夫から數派を爲して居ります。先づ禁中の料理法と云ふのは。景行天皇の代に制定せられ。臣家の方は。光孝天皇の代に。天皇躬から山蔭の中納言と共に制定せられたもので。勿論孰れが正しいかと云へば。禁中の料理式は。其制度甚だ嚴肅なるものであつて。其當時割烹に付ての勅語の如きものさへ下された程でありますから。後世に至つても。正式のもの皆此制に據るのでございます。夫れから又總ての日本の臣家の料理は。皆光孝天皇の制定せられた法に基いて居るのです。夫れから降つて。鎌倉時代には四條流と云ふのがありまして。其四條流が漸々分派して。足利の末には園部流。大草法。進士流抔と云のがありました。徳川時代に爲つては。江戸は重に四條流で。大阪には六條流と云のがありました。併し是等は皆大同小異で。時世に依り又は人に因つて。少々の差があるのみでございます。【代々の料理の有樣】夫から料理は何時の頃が最も盛んであつたかと云と。矢張り源氏物語の時代。即ち藤原氏の隆盛の頃が。儀式は嚴重に行はれて居りました。併し其頃は支那文物の輸入と共に。支那風の料理も交り。又上下の間に佛法の信仰が厚かつた時ですから。佛法の方の仕方抔も行はれて居つた。隨つて精進料理抔も隨分流行して居つたやうです。鎌倉から足利の時代にも。料理法は中々盛んであつて。名高い大草三郎左衛門と云ふ人は。足利殿中の料理を悉く引受けて居りましたが。其の大草の料理の書が。足利時代の料理を代表して。今日に殘つて居ります。是れに續いて。織田。豐臣の時代にも。婚禮の式などは能く整頓して居りまして。其時分の料理法は。慶長饗膳と云つて。是れも今に書物がございます。夫れから足利時代の料理にも。隨分驕つたものが無いではありませぬが。概しては豐臣に爲つてから稍々驕つたものを拵へ始め。徳川に爲つて益々驕りに長じて。漸く虛飾に流るゝ樣になりました。今日で云料理屋風の料理と云ふものは。此徳川の時代に爲つて始めて行はれる樣に爲つたのでございます。【七五三の式と二汁五菜】此料理法と云ふものは。一體給仕法と伴つて行かれば成らぬものです。其儀式立つた方から申しますと。太古の事は扨置き。足利時代には七。五。三と云ふことがあります。是れは七。五。三に膳を出すので。即ち一献に一膳宛(一膳に一品)。七膳には都合七膳出まして。次ぎに五献の肴。次ぎに三献と云ひますと。雜

羹に添肴が出るのです。又膳部にしても。三寶より上の位の人には四寶。三寶より下には。脚付の折敷と云ふやうに。夫々其用ひ方が極つて居りました。食器抔も總て質素のものを用ひました。夫れから搔布には。紙或は木の葉を敷きまして。又其の料理の品も。獻數は多いが量は澤山に盛らないのであります。所が德川に爲つてからは。儀式も配膳の法も大に亂れて。奢侈の風のみ增長する樣になりまして。七五三は二汁五菜となり。膳部も省略して一膳に七品の料理を並べ。今日行はれて居る如く。一の膳。二の膳。三の膳と云ふやうに成りました。乃ち今日の世の中に行はれて居るのは。德川時代の料理であるのです。次ぎに【料理の品質と製造の仕方】に於ても今日と昔時と。異なる所が種々ありまして。是れはなか〱此處に述べ盡すことは出來ませぬ。併し今一寸と氣の附いた事を申せば。今日下等社會の食品に爲つて居る物の中に。目刺と云ふものがあります。勿論今日の製し方のやうに。串で口を刺し列れた物ではありませぬが。小魚を串に刺し。其の串の元を紙に包んで置く。或は鯛の脊鰭のみを串に刺した物抔も用ひて。之れをクリカラ燒と申しました。即ち今日の燒物の代りに用ひたのであります。又今日のキントン抔と云ふものも。古くは砂糖を以つて粟抔を包んだ物であります。夫れから蒲鉾は鯰を以つて拵へたのでございます。【昔の料理は西洋風】昔時の料理法及び配膳の式などを調べて見ると。頗る西洋料理に似た所があります。まだ未開の時分に。魚獸の肉を料理に用ひたこと。或は好んで菓實を食したこと。又配膳式から申しても。前に記す如く七五三の膳部などは。一獻宛持ち出しまして。二獻目には必ず前の膳部を退いて仕舞ふのです。又鹽。醋。醬油と云ふ樣なものを膳部の先に出すこと。或は搔布に紙又は木の葉を敷いたこと。夫れから今一ツ奇なことは。來客が決して時間を違へたことがない。そこで是等を對照して考へますと。古の日本料理は。却つて今日の西洋風の料理に似て居る樣に思はれます。千年以前の菓子に牛酪を用ひたと云ふこと抔も。書物に出て居りますし。又禁中の料理法には。箸の外に匙をも用ひたことが分つて居ります。【今日の日本の料理法】は甚だ亂れて居つて。何うも標準とするに足るものがありませぬ。併し私の考へでは。足利時代の料理配膳の式等は。今日の世に應用して。風雅の點より云つても。又配膳調理の點より云つても。至極適して居る樣に思ひます。尙ほ又德川時代の料理配膳の法が。足利時代の風と非常に違つて來たのは。何う云ふ譯かと云へば。夫れには色々の原因もありますが。其中の一ツを申しますと。大阪落城の時のことですが。

其時水島某と云ふものが。親戚なる小笠原の家臣某の許に逃れて行つて。其處で小笠原家の禮式を習ひました。其れから水島は。其禮式を江戶に傳へて。名けて小笠原流と號し。何に限らず古くより傳はつた式で。また世に知られないものは。悉く取つて自分の流と致しました。之を世間では諸禮又は女禮式と云つて。何時か女の仕事でもある樣に見倣して居るのですが。矢張り元は男禮であつたのです。是等も配膳調理の事の變つて來た一ツの原因でありませう。」以上石井泰次郎氏の談なり。禪門に點茶の式定まりて。やうやく世に行はるゝに及びて。更に料理懷石の所作起り。今は市井の割烹店にも。會席料理と稱して。この風を模するに至りぬ。茶禮は珠光に起り。紹鷗之を繼き。紹鷗より千利休に傳へ。茶禮の式法定るに及んで。料理懷石の式法を南宗寺啓首座に商議して定むといへり。利休以前は貴賤人に茶をすゝむるに。茶請けと云ひて先つ饗應の事を先とす。この法は現今となふる(四條流。生駒流等の)饗膳正式なる。七五三。五五三。五三二の式を略し。朱塗の椀を用ひしを。黑塗の椀膳にかへ。事をはぶき。蔬菜と雖も。唯主客相和して潔く精しきを樂とする風なり。數奇の茶事にては。膳部を出す事を懷石といふ。懷石は禪林にて藥石といふに同し。溫石を懷にして腹をあたゝむる心なるへし。會席とは一座の事なり。懷石とこそ書くへけれ。茶會の饗膳何れにも輕くすることなり。眞に點心ほとの事なるゆゑのとなへなるへし。さて食品に就きては。貞丈雜記云 。料理に【手の物】と云事有。鷄の羽ぶしもり。鴫のつぼいり。かさみのこうもり。海老の舟つみ。鮎のいかたなますなどの類。名ある料理を手の物と云也。大草相傳聞書にあり。【添肴】と云は。或は雜羹。或はまんぢう。やうかん。さうめんの類は。酒の肴にならぬ物ゆゑ。肴を添へて出すなり。其雜羹。まんぢう。やうかんなど食て。扨添肴を食て酒をのむ也。そへ肴はやき鳥。又はさしみの類を膳に一つに組付るもあり。又は吸物にても何にても。魚物の肴を別の膳に載せて。本膳の脇にすゆる事もあり。【鳥類上置の事】白鳥は(水かき又は首骨)。鵠は(黃筋)。菱喰は(黑足)。雁は(水かき)。鴨は(赤足)。五位鷺は(夕貌を切て置なり)。雲雀は(懸爪)。鶉は(黃足)。水札は(尾白筋)。鴫は(觜)。貞丈云。賞翫の物を上置にする也。【かい敷品々の事】鯛には(海草)。鱸には(榎葉)。海松には(杉葉)。鯉には(桃花)。生鰹には(庭床。生のカツチは性熱なるゆゑ。其毒にあたりて醉ことあり。庭床は性寒也。されば寒なる庭床の葉を用て。カツチの毒を消すなるへし)。鮎には(蓼葉)。雁には(水草)。雉には(蘆葉)。鴨には(蘆)。鴫には(澤瀉)。鶉には(根笹)。雲雀には(地草又は葛芝草)。右の外

魚鳥によらす檜葉を敷へし。また年葉かいしきと云事あり。【糟雞の事】庭訓往來に。點心者水繊温糟糟雞とあり。尺素往來にも碎蟾糟雞とあり。そうけいのこしらへ様。煎點式に云。即劈二蒟蒻一以二淡醬一烹者也云々。此心はこんにやくを切て。薄きたれみそにて煮たるをさうけいと云也（右は明和四年金地院より京都へ相尋し答也）。【柚の庖丁の事】古今著聞集卷十八（飲食之部）云。柚を切る事盃酌至極の肴物也。盃を取る人必三度呑事にて侍るとかや。其のみやう切るを見て一度。盃に入て一度。しよくして一度なり。【あへまぜの事】大草殿御傳聞書に云。あへませの事いかとかつうをゝけづりまぜて。酒をひたし候なりとあり。此外何魚にても取合せまぜたるをいふべし。【魚鳥組合の事】左に山の物。右に川海の物。此心にて山の鳥田の鳥。海川の魚鳥分別すべし。鷹の鳥は何時も左に引也。【鷹の羽】とは。大かまほこの内へすぢかひにあらめを入れ燒て切をいふ也。板に付てやく也。略儀に鷹の鳥を汁にする共。吸口は入べからす。【いけ盛】とは。鴻鵠（白鳥の事）などの身を薄くそき。細作にしていり酒にて出す也。そへ肴などに用る也。【雲いり】と云事。雲雀のやき鳥の故實也。春夏秋冬に依て故實有。口傳雲雀はかけつめを賞翫す上にもる也。【筋打】と云は。鶴の毛なしはぎの方より刀めを入てひきさけは能程にさける也。あぶりてきそくをさしてそへ肴なとに出す也。鶴に【とこ煎】と云料理あり。是は肴に參る物也。羽がいをしいて此上によそふ物也。先箸を取て吸物を右の手に取て。扠左の手に取渡て可食也。下に置て不食事也。料理は不レ及レ注レ之。料理方に在之。稀なる事也（諸聞書條々に見）。【鴫の羽盛】とは。鴫の燒鳥を小角にもりて。頭と兩羽と兩足を飛形の如くおく也（同前）。【鴫壺燒】といふは。やき茄子の上に枝にて鴫の頭の形を作りて置也。【鴫つぼ】とは。木にてなすびの形をひき。中を空にして香ばこなとの如くしてふたもあり。ふたの上に鴫のくびを切てふたに付てかざりにする也。身はなすびの色に彩色をする也。鴫の頭も作り物にてもするなり（同前）。【鴫のやき鳥】には羽かいしきはせず。柿の葉を敷也。鴫は觜を賞翫するゆゑ上にもり出す也。【鯨のかぶら骨】と云は鯨の氷頭也。氷頭と云は頭のほれ也。それをかんなにて花がつほの如く削りて。酢と醬油をかけ。又は吸物などにもする也。かめばほり〳〵と音する也（肥前國にてはほり〳〵といふ。）【鯨のおばいけ】と云は。尾と身との間の肉也（肥前にてはおばけといふ）。【打身】と云は鯉のさしみ也。醋をかわらけに入てそへて出す也。男には左のひれ。女には右のひれを盛る也。橘皮花鹽箸の臺あるべし。【岸盛】とは。鰹のさしみ也。盛形の名也。【鮒の重波】といふは。身どりて小口切にして盛たるさしみ也。【鮒の一こん煮】とは。小鮒を一つ丸のまゝにて。味噌汁にて煮たる吸物の事なり（式三献膳部記に見ゆ。大草流）。【鮒の色取鱠】とは。下にやきかしらをもり。さて脊越をかされ上に身を盛り。子をちらしひれをさして出す也。【鮒のこゞり】とは。鮒を煮て煮汁をこほらせたる也。夏はところてんを入て煮てさませばこゞりになる也。【鮒の包やき】荐樣。六七寸斗の鮒を。腹の内へ結昆布串柿芥子燒栗を入やく也。此さかなは常に調進する事なし。【松笠いり】とは。鯛の身をうろこ形に切。すぢかひに刀目を入ゆびき候へば。松笠に似る也。たれみそなとにて煮る也。【くりから燒】とは。鯛のひれを串に卷付て燒て龜足を付。添肴などに出す也（貞丈按脊のひれを串に卷也。くりから不動の形のごとし）。【鯛のくわんざし】と云ふは。鯛のせひれを串にさしてあぶりたるなり。【ぼんぼり】とは。干鱈干鯛をふくめて。立の中へつまみ盛たる也。【ふくめ鯛】とは。干鯛を洗ひ卒度あぶりて。まな板の上において槌にてたゝきひしげは。毛の如く細くなるをむしりて盛る也。干鱈にてもする也（干たらをちいさく切て火にてあぶりて引さき。細くしてすりばちにてすれば毛の如くになるなり）。【山椒鱧】の事。添肴又は引替の吸物の向菜などに出す事なり。鱧を二寸斗に切。山椒味噌を付て出す也。【そぎはむ】とは。ほしたる鱧を大きめにそぎてもり上る也。【さしくらげ】とは。くらげをちと大きに切り。かはらけに高くもり上て。其上に花かつをゝおく也。さしくらげとは替る事なし。そのまゝちと大に切て盛なり。上にはなかつをゝおく也。醋をくはふる也。【越川しる】と云は。かしかと云魚を竹の子白瓜なと入て調也。夏の汁の賞翫也。冬も奉る事あり。略してはへと云魚をする事有り。又越川いりとも云。【きくわた】は鱈のわた也。菊の花のごとし。【打海老の吸物】とは。生にて皮を引葛の粉を交て。板の上にて抑ねやし。ひや麥などを打ことくして。色々に切てたれ味噌にて煮也。【海老のふなもり】とは。鮒のなますをかわらけに高盛にして。その上に小海老をもりたるをいふ。【沈盛】といふは。鮫の魚の干物を削りて土器に盛て出す也。沈香に似たる故名とする也。【始盛】と云ふは。あらめを立盛たるをいふ也。【花もり】とは。色々染て合てもるを云也。【つま重れ】とは。廻し盛のこぐちをいふなり。【甲盛】とは。大蟹の甲をあふのけてやき。蟹を中に盛也。【燒かざめ】とは。蟹の足をあぶり添肴などに出す也。【盛り合せぬ品々の事】猪に兎。辛螺にこんにやく。雉子に鯉狸。さめの魚に飯榮螺。鮭にいるか。右の喰合の時は百日の内に必大病を請る也（貞丈云此類は本草にて止すべし）。【あふぶしほ】と

は。蚫をひしほ煮にするをいふ。但そぼろ切して玄りかつほはれかつほ盛也(又あわひしほともいふなり)。【ゑりかつほ】とは。鰹節をよりたる如くうすく削る也。【はれかつほ】とは。鰹節を大に削りてはれかへりたる也。【鮎の皮引膾】と云は。皮を引てふくさ盛にして蓼酢をかける也。【さかびて】とは。何魚にても作りて酒に鹽を加へてひたしおきたるをいふ。鹽魚の類なり。【摺醬】といふは。魚鳥ともに無鹽なるを切て鹽をふりて酒をかけて出す也。【ひしを煎】とは。魚鳥共に摺り醬にして置。出す時山のいもをゆびき。たれみそを煮立て魚鳥を入。一わかし煮立いもを入。柚の皮を置て出すなり。【藻掬】と云は青菜をゆびき細にさきて。魚の身を摺り崩したる中へ入て。のりからみのごとくする也。【海苔からみ】と云は。魚の身を摺り崩して青のりを入て。ゆびきて少あぶりて切候へば。海苔の形筋の如く見ゆる也。薄たれをかけ添肴などに出す也。【そぼろ切】とは。細くけづりたる事。【なまづのさゝら切】と云は。尾の方より始て一刀つゝ切りのぼせ。取なほして頭をたてさまにおしわりて煮たるを云ふ。切つゞくる也。【丸するめ】とは。するめを卷て繩にて結て湯煮をして。さてちとすしかへて切てもる也(大草流)。【ゑりきり】とは。するめを長さ一寸ほどに切て。けづりて一びらづゝもる也。かわらけに高くもる也(同前)。【卵の花いか】とは。いかを切り薄たれにてにるなり。【りやうざし】とは。川魚の小きを二つ串にさし。あぶりて龜足をさして出すなり。【小刺】といふは。小串ものをいふ也。【雲鰮羹】拵樣。摺り立の山のいも一升。砂糖一斤。玉子二十入れり合せ。右の如くむして雲形に切也。精進には玉子入れず。口なしにて色を付る。色黄色也。【鼈羹】の拵樣。摺り立の山のもの壹升。砂糖一斤。こし粉の赤小豆壹升。小むきのこ五勺煉り合せ。むして龜甲形に切る也。色赤し。右何れもさたうを入ざればあまづゝを入るなり。【白魚羹】拵樣。白さゝげをこし粉にして。やうかんの如くする也。魚の形の如くこしらへ。中へ粟をゆてゝ入。むしてよき時分に取出し切申候得ば。鮎ぎやうのごとく見事になる也(鮎きやうとは子持鮎の鱠漬)。【いもこみ】とは。米の粉に山のいもをすり合。こんぶに包みたれみそにて煮て。小口切にするをいふ(本式はいりこの中へ。山のいもをさしこみて。たれみそにてにたるなり)。【松茸。椎茸。しめじ】などの料理は。自然傷らるゝ人もあり。然るに防風を膾に入る事も此理也。防風は木の子の毒をしるもの也。」又瓦礫雜考に。調味抄といふものに。【笋羹】は笋に不レ限。菜類をせんにしてゑびいかあはびいりこ卵の類を加へ羹仕立也とあれば。しゆんかんは繊羹の訛かと思へと。節用集に笋干と書たり。然らばもとは乾たる笋にや。されと今は夏日羹を冷にしたゝむるをしゆんかんといへば。もとより笋に限れることにはあるべからず。よりて考ふるに。もと旬羹なりけるを誤まりて筍とも書き。又笋共書るなるべし。筍は笋の本字なり。」又【たぬき汁】は。守武千句に。「小町こふ四位の少將たぬきにて。もゝ夜もおなじ丸れ丸やき」。といへるこれなるべし。されども今の蒟蒻を味噌汁にて煮たるにはあらず。大草家料理書に。【むじな汁】の事(たぬきもむじなも料理はおなじかるべし)。燒皮料理共云。但わたをぬき。酒のかすを少あらひて。さかはゆき程の時。腹の内に右のかすを入て。則ぬひふさぎ。どろ土をゆる〳〵として能々毛のうへを泥にてぬりかくして。ぬか火にて燒候也。やき樣の事下にぬかをしき。上にも懸てうむし燒にして土をおとし候得ば。毛共に皆土にうつり候を。其儘四足をおろし。なまぬる湯に能酒鹽はいかにもかけしほしてさし候也。と見えたり。これら名はいさゝかのたがひにて。其實は今と大に異なり」と見え。また嬉遊笑覽に。【つゝみやき】和名抄に炰字をよめり。宇治拾遺に天武の吉野に在せしに。大友の妃たりし皇女鮒のつゝみやきの内に文を入て奉りしこと見ゆ。又新撰六帖に。「いにしへはいともかしこしかたゝぶな。つゝみやきなるなかの玉づさ」。つゝみ燒は物につゝみて燒なり。醒睡笑自墮落の條法師鮒を反古につゝみ燒て。飯にそへて食はむとすと有。すべてむし燒にするをいふなるべし。應仁別記落書云。「貞親は近江の浦の鮒なれや。めにまかれてそ山に入ける」。是は今の昆布卷などにや。

【後段の事】嬉遊笑覽に云く。秋草に飯の後に麵類にても何にても出すを今世は後段といふ。後段といふ名目は古へなきことなり。何を出すともそへ肴をして幾獻といふなり。後段などゝいふ詞は田舍詞なり。幾こんといふ詞を知らぬ故なり。げに古くはいはぬ詞なり。是も七五三といふこといひ出し此方の名目とみゆ。料理物語に。後段の部あり。其品麵類。すゝりたんご。雜煮などなり。古くは雜煮なども初獻に出しゝなり。庖丁聞書に。魚羹とはかんを魚の形にして盛り龜足指すなり。惣して羹は四十八わんの拵樣有といへとも。多くは其形によりて名有といへり。これ後にいふ後段の品々也。同書湯藥の方あり。又點心の粉といふもの有り。此粉藥を點心と覺へたるにや。【點心】は輟畊錄などに見えて食後の小食なりといへり。先は蒸くわしの類を點心とするなり。」同書には【ひれりたる料理】としていへるを見るに。伊呂三絃に其頭のひれりたる料理をいふに。何も入れずに鷄頭の葉のはしらかし汁。割するめにあらめ置合たる酒びで。是よりは古代青鷺鹽鴨猪ぞかし。とかく

手づまのきいたかろい料理より。へたくろしうゝまきがよしといへる。今から見ればいとをかし」と書きたり。【卓子料理】又た西遊記に。近きころ。上方にも唐めきたる事を好み弄ぶ人。卓子食(シッポク)といふ料りをして。一つ器に飲食をもりて。主客數人みづからの箸をつけて遠慮なく食する事なり。誠に隔意なく打和し奔走給仕の煩はしき事もなく。簡約にて酒も獻酬のむつかしき事なく。各盞をひかへて心任せにのみ食ふこと風流の宴會にて面白き事なり。寺院にも黄檗宗などの寺には。不茶とて精進なから卓子料理をすることとなり。是日本にてはめづらしきことに思ひて。至て心易き朋友中ならでは行ひがたき事なるに。唐土にては世間常のことなりとぞ。それゆゑに長崎に來れる唐人。日本の常ゝ貧家といへども。膳椀みな別々にひかへて。おのれが箸にては香の物一つもとらざるを見て大に感心し。扨も日本は禮義正しき國なり。家内のしたしき中にてさへ日夜飲食の事にかくのごとく禮をみたさず。貧家といへども膳椀を別々に備へたるは。唐土などにてはおもひもよらざる事といへるとぞ。誠に是を聞ては日本の風義正しきをよろこぶべき事なり。禮義正しき中にて。たまく上方の卓子料理も打和しよけれとも。此の事常に成りてはいとみだりかはしき事なるべし。唐人の感心するも尤の事なり。すへて是に限らず。日本の正敷事は唐人などの不及事多し」と。さてこゝにいふ卓子料理は。早くより長崎に行はれ。横濱あたりの開港場には。支那人の之を營めるもの多くあり。東京にては偕樂園いと古く開きてあり。日清戰役の後。彼方に行通ひて。この食を味ふもの多くなりてより。之を營業とするもの亦出來添ひぬ。所謂不茶料理も。この盛時に伴ひて。いまは京都のみならず。人の需に應じてこれを味はする所開けたり。其西洋式の料理店に至りては。近年殊に盛にして。或は簡易と廉價なる點より。到る處に歡迎せらるゝに至れり。

【獻立の事】諸禮方品ゝ法式ありといへとも之を載せず。唯料理取合の大畧を擧ぐ。

○三汁十飣（貴人奉饗）

○御口取　三方。搗栗（熨斗。昆布）。一御座着　御雜煮（何々）。御酒。御吸物（何）。御肴（何）。一御本膳　御包箸。御鱠（加雜）（鱵(サヨリ)。鮹。糸烏賊。糸栗。蕈。櫨金柑）。御汁（和味噌）（鶴。午房。大根。齊高）。鹽山椒。御香物。御飯。○二之御膳　御刺躬（鯉。熬酒。山葵）。御汁（清）（鯛。吸口柚）。○三之御膳　御皿物（酒浸）（鮭鹽引。平鯉）。御汁（樅汰）（小菜。蜆）。御坪皿（殼焦）（花蚫。銀杏。石茸）。一向結御燒物。小鯛（熬醬油。生姜）。一御平皿（熬鴨（芹。滑蕈）。一御組燒（雲雀。蒲挺。干鱈）。一御醬物（梨。慈姑）（青味噌）。御酒（名何）。一御茶碗飣（熬海鼠。山葵豉）。一御醋物（五加。針栗）。一御汁物（麪條。蕗臺）。一御肴物（鱆）。一御冷物（大根。麥。烏芋）。一御肴物。蛤（芥子酢）。一御取肴　鰷子。御茶請（蒸物）。御口取（煮染。胥茸）。御茶（何名）。一御菓子（何々）。一御水菓子（梨。葡萄）。御寒具（何々）。○御付後段御膳。一御皿（何々）。麪類。一御吸物（何）。一御肴（何）。○御晩食　一御烹物（殼焦）鯛切重。石茸。御湯漬飯。○二之御膳　一熬酒浸　鹽貝。刺鰕。御汁　鴨。針午房。メ治。一鹽辛。一御引盃　雉子。鰺開て。一貝燒（卵張）淡菜。慈姑。燒栗。一御吸物　蛎。一御肴（田樂）玉蜆。一御吸物（薄ミソ）淡雪。蕗臺。一御取肴　鰕。○鳥臺　海老舟盛（鳴羽盛。蚫貝盛）。

○二汁五飣（普通饗應の大略）

○本膳　鱠（鮎蓼酢。大根せん。くり生姜。うとけん）。汁（青鷺。鳥具。吸口柚）。飯。○二之膳　烹冷（笋。にしき麩。すほし）。汁（小菜。なめ）。一燒物（鱸濱燒。かけせうゆ）。一和物（梨。熨斗）。一組物（鶉。石かれい鹽燒）。一吸物（鰺。青みもの）。肴（燒鮑（酢みそ））。

○一汁五飣（平人の振舞略）

○本膳　向饅茄（鰺。粟生姜。けん）。汁（赤みそ）（大根葉付。ちめし。小蛤）。飯。引而。香の物。一杉燒（鯛。葱（割山椒））。一煮物（松たけ。柚）。一燒物（鶉。いはし）。一肴（何）。

○一汁三飣（茶事）

○本膳　向平皿（織部豆腐。くるみ。わさび）。汁（線蘿菔。小海老。なめ）。飯。猪口（このわた）。一重箱引（香の物。燒物。鮭一鹽。かまほこ）。一引鱠（鯛。生姜酢）。一吸物（鴨。針午房）。一肴（からすみ）。茶請。蒸物。口取（水栗。胥たけ）。御茶何名。

【懷石の料理の獻立】山上瓢菴の著書に覺悟十躰といふ事あり。一に曰。懷石の事。色ゝ樣ゝ毎度替へし。其内正風躰なるは幾度も然るへし。珍しくする事十度に一二度。又名物持の若年の衆は三四度もゆるすへし。物をいれて麁末にみゆるやうにするが專なり。惣て茶の湯に作をするといふは。第一會席。又曉客を呼か。押かけて往か。第二道具かさり樣。さて給仕の珍敷か。女子を仕ふ事もあり。但人の仕たる氣似をすへからず。吾新しき作前をすへし。貴人招待の時いつれも珍敷仕るへし。紹鷗の時此十年はかり以前までは（此書天正十八年庚寅とあり）。金銀をちりばめ。二の

レウリ

膳三の膳までも出せしなり。云々。左に永祿以後の茶會の懷石を記して。參照に供す(松屋日記にあり)。

一。永祿五壬戌年十二月。於多門山。松永彈正少弼久秀(紹鷗門也)會。客成福院。外四人。一。席六疊舖左搆。但道具組は畧す。〇本膳(結搆なる足付)。箸の臺しらはし。向(もみ瓜)。汁(ちさ)土器に鹽山椒。〇二の膳 ひつへぎに高盛(蓮根。干瓢。午房。)汁 あつめ煑(上に結昆布。つく〳〵し)。せりや(獨活。漬物)。〇三の膳 えそかきて。金の桶。う治梅漬。きそくさして(こんにやく)。金箔にてかさり(いりふ)。御給仕喜多右衞門尉一人。御酒三返つゝにて御湯。御菓子七種(高く廣き緣高に)。結昆布作り花二枝さして青麥。美濃柿に烏芋。銀杏。燒栗きそくさしてくろみかさりて楊枝。

一。永祿八已丑年正月二十九日。於多門山。松永彈正少弼久秀會。客堺隆守。外三人。霜臺御茶湯。席北向四疊半(左勝手)。但道具組は略す。〇料理。一雁鱠 汁(くくたち。鹽山椒)。飯。香の物。杉斷かけに。小汁(鮒。昆布)。大皿(鶉燒て)。酒。菓子(杉緣高に)山の芋數。豆飴。楊枝。

一。天正七己卯年六月十一日朝。筒井順慶亭會。客中防覺祢法眼。久政。但書全上。〇料理 ひく足打黑椀 一鱠(五度に入。くらけ。針栗)。汁(たゝみ)。飯。二の膳(足打) 汁(しきに。鳥の子)。きすこあふりて。鹽引二色。皿(いりこ豆腐。午房)。酒次(南蠻物)。菓子(緣高になまもゝ。さもゝ。南ばんくろみ)。

一。天正十一癸未年正月廿六日朝。筒井順慶亭會。客久政一人。席北向座舖。但書同上。〇料理 本膳(木具足打緣高く。黑椀人底。一大桶(このわた)。汁(身くしら。うと入て)。つけかまほこ七つをそへ。あさきもりはく。二の膳(足打)。一五度に入(鯉。海月。熬酒)。菓子(高槻盆に內白繪あり。きうひ。いりかや)。

一。天正十二甲申年正月。筒井順慶亭會。客中防法眼。久政。席東向四疊半左搆。但書同上。〇料理 一本膳(杉足打角みきらすたゝみ椀)。生鮭(串に三切燒もの)。汁(うけ入ちさふくさ)。飯。霜ふり鯛いり酒。二の膳 はたそり外ろくろぬ椀。もそくたゝみ。ふくういり。黑たゝみわん。生子。香の物二。栗。枝山椒。生姜。しほ。菓子(緣高に葛餠。松たけ二色)。

一。天正十五丁亥年八月十七日晝。利休百會の內。客八島久右衞門。草部屋道說。席二疊敷。但書同上。〇料理 一なます(くしあわひ)。鶴汁。飯。惣菓子(柿きさはし。のしけしあへ。ふ)。

一。天正十五丁亥年九月十三日朝。全上 上樣(秀吉公)。藥院。松左衞門殿。席四疊半。但書同上。〇料理 杉の足打 一うなき鱠。納豆汁。飯。二の膳 一あへもの。鴫の汁。鯛燒物。菓子(さくろ。やき栗)。

一。同日晝。上樣。藥院。席間にて。一くしあわひ。金にたむ。桶に(燒みそ。かうの物。)御湯つけ。水あへ。二の膳 一うなきかまほこ。あつめ汁。菓子(せんへい。これり柿。うすかわ。かんふ)。

一。天正十五丁亥年十一月廿一日。日中。郡山桑山式部(左近太夫貞晴也)會。客竹宗具。久好。席二疊敷。但書同上。〇料理 一筒椀に鯛燒物一切。汁(鯉)。飯。引もの。かきの吸もの。おつほ。菓子(黑烏芋二色。かためあふりて小重箱に銘々)。

一。慶長八癸卯年二月二日朝。京都佐久間不干(甚九郎宗遂紹鷗門也)會。客久政一人。但書同上。〇料理 一鱠(一物)。汁(鶴)。引て(さけ燒物)。飯。菓子(あんこ餠。栗)。

一。同年十月五日晝。古田織部正重勝會。客藤堂佐渡守。小堀作助。桑山伊賀守三人。但書同上。〇料理 ぬり足打 一汁(鴨。菜)。柚みそ。鮭燒物(引て)。鱠。くき漬香の物。茶菓子(栗の粉もち。たゝき午房。むき栗)。

一。文祿元壬辰十月晦日。筑前國博多奈良町にて。神屋宗湛居宅に於て。秀吉公及一行の諸將を饗應せられし時。茶室に織田有樂齋を伴はれ。設けの座敷へ臨せらる(宗湛日記による)。席二疊敷。但書同上。〇料理 一木膳(木具。但高はんの御衆五人。其次に足打衆其次に平折敷)。土器(同類あり)。鮭のやき切。汁(生鶴。上おきなしふくさに)。中このこ桶(このわた入)。金銀としやう立あり。こかくにすはる。一土器(同類あり)。鮭鱠(はらゝ子。大根。柚)。御飯。(後にかな庖に汁を入ひかるゝこと兩度なり)。二の膳 八寸へきに 唐皿に鮒の汁。但唯一つゝ別に物かけす。但きく皿くわんよういろ〳〵なり)。高はんの下衆にかわらけに入。

一。慶長十四己酉年十二月十二日朝。大阪天滿にて。織田有樂齋會。客今春八郎。久政。席四疊半。但書同上。〇料理 一貝燒。汁(くしら。午房。椎たけ)。引て(なます)。飯。

一。慶長十六辛亥年九月十六日朝。舟越五郎左衞門會。客竹中伊豆守。外二人。但書同上。〇料理 一貝燒。汁(みそやき)。引て(鯉)。飯。菓子(あふりふ。さゝ

ゐ)。

一○寛永二乙丑十一月廿五日。於燕菴。藪内劍仲紹智會。客松屋源三郎久重○外一人○但書同上○○料理　山折敷(黑の一文字椀)。一向(小鯛鹽燒)。汁(鮭のわた○浮け入○ちさ○芋のくき)。染付猪口(鮒おろし○大根鱠)。飯。平(葛かけ豆腐○わさび)。吸物(はらゝ子○せん柚)。靑地の鉢(栗○このわた○生姜)。引て(茄子と○瓜と)。菓子(きびもちあん入て膏たけ)。

一○寛永十五戊寅年正月廿八日朝○御所八幡町にて○金森宗和會。客中沼左京○外三人。席二階座敷長四疊。但書同上。○料理　とち折敷鉢の子形の樣なる黑椀

一小きめし椀に葛溜りたしおろし。汁(鳥くきたちききさみて○いせゑび)。飯。引て。鉢に鮒鱠(うど○ほんさは栗○漬たけ)。染付茶盌重て。干大根きさみ色々のきく置合て。酒通て來る〳〵と云て魚鉢引。菓子(白砂糖○よもぎ餅二切。干くさびら○蜜煮金柑一つ)。又染付鉢に水栗むきたると四方と三ッはかり出る。

一○寛永十七庚辰年卯月十七日○吉田にて○細川三齋會。客辻閑齋久重。但書同上。○料理　杉木具足打角みきらずかと椀白箸用○香物(佛手柑○鹽山椒)○汁(鶴○笋。ふき。久重は松前鯨○笋○ふき)。・こくゝやき。酒ひて(ふみたけ○きりたら○へき栗○たて○九年母)。飯○引て(蒸笋○靑みそ○かけて)○魴(燒て)○小汁椀に(白豆腐○あんこう○あみた胡桃)。重箱に(小板蒲鉾脊たかくして)。四方小皿に鯛の子二切つゝもりて。酒二返。菓子(杉緣高氷こんにやく)。又鉢に氷蒟蒻おろしなさし添て○靑粉寒晒團子　給仕禿二人。

一○大猷院殿御代○正保元甲申年十月五日○毛利甲斐守秀元○於西丸御茶献上。御相伴阿部豐後守正次○外三人。山里御數奇屋○但御道具組は略す。○御料理　御本膳　御鱠(鱗○牛蒡○栗○山葵○みかん)。御汁(鮟鱇)。香の物。御飯。御二膳　杉燒(鳥○鯔の臍○鮨)。御汁(雁○牛房○獨活)。切燒(鮭靑串)。御引物(小鯛一ッ燒)。御煮物(鴨○枸杞○醬和)。御吸物(鯏○蛎○白魚)。御肴　蝦。かまほこ。鱲子。燒鳥(うづら)。煮染麩。小螺。常伏(章魚)。御菓子(薯蕷○紙水○美濃柿)。

一○正保三丙戌年二月廿五日晩。織田左衞門佐會(長政號卜齋)。客中防長兵衞○久重○小三郎。席四疊臺目。但道具組は略す。○料理　杉木具足打　鱠(防風いろ〳〵入)。汁(鯉の筒きり○あし少入)。飯。煮物(ひなこ○黑豆○くこ)。二の汁(うけのきく○松たけ。餘人は鳥入)。引て(鯛燒むしり。首尾取てきすこ燒ませ)。鍋引(いり鳥○たかの鶉)。肴(子籠り鹽引一切ッヽ盛り酒かけて)。吸もの(蜆)。

菓子(餅きなこ○水栗)。

一○慶安元戊子年三月廿五日八ッ時○京都にて○金森宗和會。客松屋源三郎久重○外三人。但書同上。○料理　折敷は水門折數の樣なるに足少付黑塗。椀はふた平菜入のことくなり。四方皿にうに。汁(生鯛○笋○白豆腐)。飯。飯引て香の物。鹽燒(細く切て鯛靑串)。大皿(鯛作り○いり酒)。重引て(漬わらび)。煮物(鹽引鰹○昆布○いり酒)。吸物(生もつく○茗荷○同くき)。菓子(五寸程折數椀に前にはす芋の莖一切○團子○いりこ○砂糖)。鉢に水栗○再進椀にて取かゆる。惣菓子(美濃柿○落雁)。

一○延寶九辛酉年三月廿一日晝○藤村庸軒於反古庵會。客宗清○外三人。席四疊半。但書同上。○料理　折敷溜塗黑椀朱にて○唐桐のまきゑあり。皿(角なき瀨戸皿の內へ猪口を入て○猪口は古錦手少き朝顏形)。熬酒。飯。靑磁手鉢に鯉刺躬防風置て。重箱(鯛の鹽燒○やき麩串にさして)。酒過て重箱ふたに香の物○內にうと靑あへ。取肴(山椒の皮大猪口に入○盃にのせ)。菓子(さはり菓子入ふたなしにあんもちやきて十三入)。惣菓子(錦手鉢に寂上柿)。

一○天和二壬戌年霜月廿八日晝○藤村庸軒會。客宗哲○外三人○但書同上。○料理　利休形黑上り子椀曲折數　平皿(燒豆腐山の芋かけて)。汁(「みそやき」雲雀○なめ)。飯。猪口になしあへもの。引て。靑磁手鉢○香の物瓜大根とくきとはも細きりて。濱燒鯛(柚わきり)。酒過て。瀨戸皿鱠(海老○せん栗みかん交てもろ)。菓子(利休菓子椀ふたして)大饅頭○楊枝(ふた上)。

一元祿八乙亥年霜月三日晝。藤村庸軒會。客宗積○外三人○但書同上。○料理　山折敷漆にてさつとぬくひ上り子椀靑漆內溜塗。杉燒　丸く曲て十文字のひきゝ臺にのせてふた靑竹つまみふたの上奈良漬二切○楊枝○鯛○ねふか。汁(蕪菜五分切○柚)。飯。酒過て(ノンカウ)深き猪口海老鱠(大根おろし○小ゑび○金かん)。菓子(緣高に)つまみ羊羹。惣菓子(さはりに廿干)○常の組重に金平糖。

一元祿十三庚辰年正月十七日○京都にて。池島立佐會。客磯田常敬○外三人。席三疊臺目○但書同上。○料理　猪口(「鱠」さより○栗。生姜。柚)。汁(菜○いりこ○うど)。飯。煮物(雉子○人參○玉子せん○ねぎ)。燒物(鯛切やき○むしかれい○鹽山椒)。重引(いたら貝○靑串)。吸物(白魚○ゆはきり)。菓子(朱きく皿○かしもち)。靑磁鉢(水栗)。

一○元祿十三庚辰年五月八日○山田宗偏會。客中島五郎作○但書同上。○料理　鱠○

レウリ

レウリ

汁(とうふ)。飯。引て(あわひ和らか煮)。菓子(燒もち)。にしめ。楊枝。

一。寶永三丙戌年六月十九日。東海寺內。高源院怡溪和尙會。客松木次郎右門。仝紛水。坂本周齋。但書同上。○懷石精進 黑塗折敷。色繪椀 煮物(つかとうふ。白こまみそ)。汁(蕪)。飯。赤らく(〔皿〕柚味噌)。重引(いり菜)。引て(午房あけみそ付燒。麩あけくろみみそ靑串)。吸物(芹。鹽松たけ)。菓子(こま餅。いもかしら)。

一享保十乙巳年二月五日。野田彌左衞門[illegible]翁會。客宇田川與惣左衞門。外三人。但書同上。席三疊敷奈良床。○料理 折敷三角黑椀(靑貝ふちにあり。內少しまきゐ)。瀨戸皿(〔鱠〕うに。栗せん。おろし。芹靑み少し)。汁(わかめ。松たけ少し切ゐ。めうと)。香の物(高麗鉢杉はし)。飯。坪皿(鴨。うどせん。土筆少し。わさび)。重引(鹽きす。ほう〳〵片身)。吸物(淸し。白魚)。引て(南京猪口に粕漬鮎)。菓子(緣高に寒晒こしこ。楊枝)。再進喰籠にて。

一。延享元甲子十月口切の會。本多隱岐亭。客落筆。但書同上。○料理 かんなめ膳 樂燒皿(鱠たゝみ大のし。黑くわゐ。小きのこ。いり酢)。汁(松露。ほんたわら)。飯。二の汁(一夜漬鴨。土筆。生椎たけ)。手附木地香の物(淺漬。莖つけ)。杉燒(大あゆなめ。すりみ上下付燒)。吸もの(淸し。あんこうきも斗。大梅仁)。小猪口(このわた)。取肴(燒かや。もみ干し鱈)。さつ木盆に菓子(椿餅)。

一。寶曆十庚辰年正月十二日。神谷松見(時習軒)會。客岡村宗恕。外三人。但書同上。席三疊敷。○料理 大皿(〔向〕鹽引鮭燒て。ぶりいりやき)。汁(菜)。飯。鱠(田作り。わさび)。中酒。椀物(鹽鴨。漬わらひ。白魚。こんにやく。椎たけ。ふきの頭)。猪口(うるか)。菓子(草あん餅。やきこんふ)。干菓(玉すたれ。花筏。白梅糖)。

一。寶曆十三癸未年五月十一日。神谷松見(時習軒)會。客水谷宗跡。外二人。但書同上。○料理 向(竹の子。あらめ)。汁(ちさ。割山椒)。飯。中酒。大平(こち切身。鱧鳥午房。れいも)。大猪口(鹽かつほ。糀漬。大根おろし。たて)。香のもの(澤菴漬大根)。菓子(やうかん。猪口に濱名納豆)。後菓子(かや。雪みとり。早わらひ)。附言。神谷松見茶會の記(寶曆十年正月より寬政六年十月まて)百會あれ共みな大同小異に付其一二を出す。

一。天明二壬寅年九月十七日。伏見屋鋪於松翠亭。小堀和泉守政方會。客吉田孫介。外二人。但書同上。○料理 向(午房。でんふ)。汁(おろし冬瓜。めうと)。平皿(はんぺん。松たけ。は付蕪。せんばに)。飯。吸物(水せんじのり)。燒物(あめの魚付燒。鹽山椒)。肴(鹽辛)。取肴(せん鱧。からすみ。火取靑のり)。香の物(紀州漬瓜茄子)。湯水(香せん)。菓子(小倉野結びかん瓢)。後菓子(玉子せんべい)。鉢にて水栗。

一。寬政五癸丑年十月十六日。川上不白亭會。客千宗佐。外二人。但書同上。○料理 樂松の皿(〔向〕大根おろし。すゝき。きんかん小切)。汁(冬瓜短册切。いわたけ)。飯。溜塗菓子椀(うとめ。くしこ。たい。貝割な)。燒物〔溜塗樂燒の二重〕鰺鹽燒。香の物紀州漬瓜。吸物(ふきの頭。まつな。つる)。菓子〔緣高〕大饅頭(くし形にきる)。

一。寬政五癸丑年閏十一月十九日正午。酒井牛眠(下野守隱居)會。客板倉周防守。外三人。但書同上。○料理 向(むきみ。くす溜り。わさび)。汁(竹輪大根)。飯。大椀(かた栗めん。芋やわらかに。赤貝)。香の物はな丸。吸もの(短册ほう〳〵。みる)。取肴(このは鰈。ゆへし)。菓子(黃まんちう。白ようかん)。後菓子(せんべい。打もの)。

一。寬政七乙卯年二月十日。松尾宗政(一等齋)會。名古屋町人の內上京にて申込由。但書同上。○料理 角折敷面桶椀。菓子椀(〔向〕鯉みそ。煮もの)。汁(うす赤みそ松露。あかさ)。飯。中酒。燒物(鯛いろ付燒)。取肴(生ます。薪納豆)。猪口に鮎の子。うと小口切。香の物(かふら。くきな)。菓子〔緣高に〕靑餅。惣菓子〔から物盆に〕松の雪。

一。寬政七乙卯年十月。松尾翫古齋二十五回忌追善會。松尾宗政方。但書同上。○料理 飯臺にて精進椀 (〔向〕卷ゆば。はす芋。白酢)。汁(葉付蕪。黑豆。湯せん)。飯。平(百合根油あけ。梅に麩二ッ。岩たけ)。重(上なら漬花落うりかぼちや。下午房火煎わきり。靑のり)。吸もの(しめじ韮。外一品)。口取(卷ゆみそ。長芋)。菓子(うつら燒二ッ。すはま一ッ。河たけにしめて)。

一。寬政九丁巳年四月。千玄室(不見齋)會。客落筆。但書同上。○料理 向(大かまほこ。はも皮煮付。からかわ)。汁(赤貝。割菜。ちよろき)。飯。煮物(いりこ。自然薯蕷。うど)。吸物(十六島のり)。菓子(唐きび餅。しき砂糖)。

一。文化三丙辰年五月十五日。大圓菴不昧宗納公。席披きの會。客山口長三郞。外二人。席三疊臺目。但書同上。○料理 向〔いり酒〕(洗鯉。水せんじのり。いわたけ。はわさび)。汁(ゆば)。飯。中酒。椀〔うしほ煮〕(小鯛。ゐひ。かれい。きす。小鰕

レウリ

の類。しそほ)。引物(浸もの)(なすさゝけ。こま山椒。せうゆ)。吸物(酢さし)(むき蓮根。大かつふし)。香の物(木瓜當坐漬)。取肴(からすみ。丸こんぶ)。菓子水羊かん。もいたけ)。惣菓子(山かけ。紅筋有平糖)。

一。文化四丁卯年正月二十日。大圓菴不昧宗納公會。客根士宗靜。外二人。席三疊臺目。但書同上。○料理　向(胡椒みそすあへ)(むしり鱈。めうと)。汁(干大根。唐からし)。飯。椀(鳥ふわ〳〵。くき立菜。わゆす)。引もの(▨ふり燒。大鯛切身)。取肴(鹽引。同子)。吸もの(ゐら魚。ふきの頭)。香の物(あさ漬)。菓子(小倉野。川たけ)。惣菓子(紅白ゆは)。

一。文化四丁卯年九月十四日。淸水御茶屋にゐて風爐名殘。大圓菴不昧公會。客芳村物外。外二人。但書同上。○料理　向(鮭燒子かけて。はりせうか)。汁(白みそ。里いも)。飯。中酒。肴鱠(黃せと小皿)(栢榴。生栗)。香のもの(當坐漬大根)。祥瑞甘ヒ砂張砂糖入。

一。文化六己巳年十月七日。口切獨樂菴にて。大圓菴不昧公會。客山口長三郞。外二人。但書同上。○料理　向(赤樂柚みそ皿)(柚みそ。こまくろみ。しそのほ)。汁(面桶椀)(葉付蕪。燒唐からし)。飯。鱠(祥瑞猪口)(鯛。赤貝せん。防風)。坪(そり鳥。頭の芋。さからふ。鉢わさひ)。引物(おりへ手鉢)(生ほしあいなめ)。吸物(むき梅。さき松たけ)。取肴(鹽引鮭。淨福寺納豆)。香の物(伊賀クツ鉢)(守口大根)。菓子(黑五葉盃)(白朧まんちう。川たけ)。赤繪三足鉢水栗。惣菓子(粟みとり。松金せんへい)。

一。文化八辛未年六月廿八日朝。獨樂菴にて。大圓菴不昧公會。客竹屋忠兵衞。外二人。但書同上。○料理　膳一閑張半月椀面桶　向(きせと猪口)(茄子香の物。はさみせうか。鹽貝わりな)。汁(白みそ。すいき頭)。飯。中酒(伊部銚子。雲鶴盃臺)。椀(白瓜小口。煑拔とうふ。花かつほ)。引物(染付釣付)(さし鯖。いり酒。たてほ)。湯次(黑。香せん入織部)。菓子(キヤマン)(冷葛餅。紅砂糖)。惣菓子(石竹。薄氷)。

一文化癸酉年十一月廿九日夜。幽月軒にて。大圓菴不昧公會。客根士宗靜。外二人。但書同上。○料理　膳黑不角切折敷　向(菊大深皿)(生鴨作り身。羽つる。皮)。汁(うろみ面桶椀)(菜。とうふさく〳〵。赤みそすりはなし)。飯。帆立貝(秋田風呂。糀盃にのせ)。葱白根はかり(油皮いりつけ下地)。葱代り(萬暦丼)。糀盃にのろ。朱からくさ汁次。下地代り。湯(きせと片口)　菓子(新渡文字盖茶碗)(珠光餅。山椒みそ)。惣菓子(嘉靖盃)(好松葉)。

附言　大圓不昧公茶會の記は文化三年より仝十四年十月迄惣會數凡百九十七會あり。因て不時の會。月。雪。花。曉。朝。晝。黃昏。夜會等種々趣向ありと雖只參照のため三四の會を揭出す。

【獻立書の書式】元祿頃の男重寶記に見えたる獻立書左に揭ぐ。

何月何日晝獻立

本膳
- 鱠……　羹……
- 煮物……　飯……

二
- 筍羹……　二ノ汁……

引而
- 香物……
- 炙物……
- 韲物……

初獻
- 引炙物……

二
- 吸物……　冷物……
- 肴……

三
- 吸物……　取肴……
- 肴……
- 茶菓子……
- 後段……　肴……
- 菓子……

○何月何日。晝。夜。齋。非時とそれ〳〵にゐたかひ書くべし。

○食とかく。わろし。飯よし。

○本膳のは羹と書へし。あつものといふはゐろの事なり。

○鱠と書ときは魚類なます也。ゐやうじんなますのときは膾と書きわけたるよし。

○本膳に鱠ばかり付て出すときは。飯羹の間の上に書付くべし。

○かうの物付ていだすときは。飯鱠の間右へよせて書付へし。

○燒物と書はわろし。炙物。

○韲物(アヘモノ)よし。和物と書はわろし。

○此外飯には芳飯。麥飯。菜飯。汁には冷汁。淸汁。薯蕷汁。鱠には滑鱠(ヌタアヘマゼ)。和交。差身。杉炙等のこんだてさま〳〵有て。書き樣あれとも。ことこ〳〵く記しかたし。これはまづ大躰を書き。ゐらしむる者也」とあり。

近年諸種の日本禮式に古風を趁ふを少しく行はれ始めたると。女子の家庭教育に人ゝ注意するやうになりたるとにて。日本料理の古式頓かに貴ばるゝやうなり。新聞に記すもあり。書物も刊行せられ。又女子の學校等にては古式料理法の專門家を聘して。之を敎ゆるものあり。

レウリヤ　料理屋。即ち割烹店なり。嬉遊笑覧に云ふ。昔料理茶屋と云ものなし。食事は旅店にてすることなり。故に店屋にて物食ふをはゝたごと云り。山崎宗鑑尼崎に閑居し。常に油筒を鬻ぎて世をわたる業とし。室にはやくわん一つより外に蓄るものなく。朝げ夕げには鳥目十錢つゝはたごに持行しとなり。」又同書に。江戸にて料理茶屋といふものむかしはなし。寛文の頃迄もすくなかりし。寛文八年申の十月中町中諸職人諸商人共。茶屋並借し座敷をかりより合相談仕候を相聞候。自今已後左樣の者ざしき借候者とも。借し申間敷候。凡ふれを江戸中を南北中に分ち。月番にかはるがはる三げんより觸出す。此時北方中通を觸るに。茶や一軒もなし。西鶴が置土産(元祿六年板)に。近き頃金龍山の茶屋に一人五分つゝの奈良茶をしだしけるに。器物きれいに色々とゝのへ。さりとは末々のものゝ勝手のよき事となり。中々上方にもかゝる自由なかりきとあり。これは寛文のころけんどん蕎麥切出來て。それに倣ひて慳貪飯といふも出たり。江戸鹿子食見頓金龍山品川おもたかや。同所かりがねや目黑と並び哉。又奈良茶堺町ぎおんや。目黑かしはや。淺草駒形ひものや是なり。事跡合考明曆大火の後淺草金龍山(待乳山なり)門前の茶店に始て茶飯豆腐。汁煑。煑染豆等をとゝのへて奈良茶と名付て出せしを。江戸中はしばしよりも是をくひにゆかんとて。殊の外めづらしき事に興じたり。それより追々さまざまの美膳店出來しより。いつしか彼聖天の山下の奈良茶衰微におよびたり(江戸鹿子金龍山とあり。家名なし。元祿曾我物語。三谷かよひの路次に丸屋へともなひ。先取あへず出す杯けんとん奈良茶のわけ立る云々)。江戸鹿子に。奈良茶は別に出して。金龍山には食けんとんとあり。おもふに他の奈良茶は今の如く一ぜんめしにて。一椀づゝの定なるべし。金龍山は其後よき料理したりと見ゆ。こはさきの奈良茶やとは異なる歟。衣食住の記に。享保半頃迄途中にて價を出し食事せむ事思ひもよらず。煎茶もなく。殊に行掛りに茶屋へ料理いひ付ても中々出來せず。其頃金龍山の茶屋にて五匁料理仕出し。行がゝりに二汁五菜を出す。人々好みに隨ひ殊の外はやる。其後兩國橋詰の茶屋。深川洲崎。芝神明前などに料理茶や出來。堺町にて一人前百膳といふもの出きてより。是又所々に出たり。湯島祇園豆ふ女川菜飯居酒やの大田樂湯豆腐始る。寶曆の始より吸もの小付飯大平しつぽくのうまみ。金龍山の料理は跡なく。夫れより宮地端々おひたゞしく。わけて明和のころより辻々に軒を並ぶる(安永の頃より辻賣の油あげ。燒肴餅菓子唐菓子一夜すし。ぐさぐさ筆に及はずと云り)。明和八年ごろ深川すさきに[illegible]やき場を開き。

兩國橋づめと云今もある中村屋洲先は升屋宗助なり。是はするかの淺間の坊叔阿彌と云ものになれりとか」とあり。蜘蛛の糸卷には。しかるに都下繁昌につれて。追々食店多くなりし中に。明和の頃。深川洲崎に升屋祝阿彌と云し料理茶屋。亭主は剃髮にて。阿彌といふ名をつけしは。京都丸山に倣ひたるなりと。此者夫婦。人の機を見るに才ありて。しかも好事なりしゆゑ。其住居二間の床。高麗緣長押作り。側付を廣敷とし。二の間三の間に座しきをかこひ中の小亭。又は數奇屋鞠場まであり。庭中は推してしるべし。雲州の御隱居南海殿おなじく御當主の御次男雪川殿。しばしば爰に遊び給へり。此兩殿は其頃の大名の通人なり。雪川殿のかくし紋川此の如く川といふ字の羽織。名あるたいこ持は着ざるなし。升屋祝阿彌。件のごとき大家ゆゑ。諸家の留守居の振舞といふ事。みな升屋を定席とせり」とみゆ。又窕懲富保といふ草紙に。享和の頃淺草三谷橋の向に。八百善といふ料理茶屋流行す。深川大橋に平清。大音寺前に田川屋。是等は文化の頃より流行せし料理屋なり。或人の咄しに。酒も飮飽。うまいものもたべあきたり。八百善へ行て極上茶を煎じさせ。香の物で茶漬こそよからんとて。一兩輩打連て八百善へ行て茶漬飯をあつらへしに。暫く御待有るべしと。時刻過れ共。更に音なし。半日斗もまたせ。漸々かくやの香の物と。煎茶の土瓶を持出たり(香のものは春の頃珍らしき。うり茄子の糠漬をきりまぜにしたるなり)。扨客人たべ終りて價を問に。代金壹兩貳分といふ。客人共も價の高直に興さめて。如何に希見香の物なればとて。餘りに高直なるべしといへは。亭主答へて。香の物は兎も角も。御茶の代こそ高直に候。其故は御茶は極上茶にても。一と土瓶へ半斤迄は入り不申候得共。茶に合候水近邊にこれなく。玉川迄水をくみに遣し候内。御客をまたせ候ゆゑ。餘程の里數を早飛脚を以て。水をとり寄せ。運賃に莫大かゝり候とぞ申ける。其頃煎じ茶を數瓶出す。客其茶の銘と水の出所を呑わくる。是は玉川是は隅田川。これは何地といふ事を呑わけるを賞美する事流行せり。茶菓子は船橋屋織江がよし抔と。者傑たる奢といふべし。八百善の咄しも是を以て考ふべし。香の物で茶漬飯は已れの宅てこそ相應せり。爾るに料理やで茶漬抔と。たは言より無益の金錢を捨る可愼は戯云なり。損有て益なし」とあり。數多く出來たる割烹店の中に。嬉遊笑覽には。天明に磯せゝりの通人が遊ぶ料理茶屋。葛西太郎(隅田川より秋葉へ往く堤の下り口。今は平岩)。大黑屋孫四郎(同所秋葉)。甲子屋(眞崎)。二軒茶屋(深川八幡境內)。百川(室町橫町)」と擧げたり。食店を茶屋といふことに就きては嬉遊笑覽にいはく。板橋雜記食店條に。大凡食

店大者謂分茶云々。都人侈縱百端呼索。或熱或冷。或溫或整。或絕冷。精澆。膔澆之類。人々索喚不同。行菜得之近局次立。從頭唱念報與局內。當局者謂之鐺頭。又曰着案。訖須臾行菜者。左手扨三椀。右臂自手至肩。馱疊約二十椀。散下盡合各人呼索。不容差錯。一有差錯。坐客白之主人。必加叱罵。或罰工價。甚者逐之。云々。及有素。分茶如寺院齋食也。之に食店を茶屋といふことよしあり。行菜は食物のかよひする者。鐺頭は料理人賣方など云者とみゆ。さま〳〵人のあつらへたるそれ〳〵調理して。行菜なる者これを一度に多くもてくるに。一つもたがふ事なく。よくならひ得たるものなから。いとおろそかになめけならずや。こゝにて今食物の器物を多くつみかされて持ありくは。蕎麥屋または臺屋といへるもの共なり。素分茶は江戸などにいはゞ。茶づけ屋は大かた素菜なれども。是は料理の本膳ならず。されど仕出屋あれば。何をも辨ずることいと易し。云々。

レキシ　歷史は。人類の記錄にして。歷代帝王のことを始め。治亂興廢。種種の事實を紀せるものにて。一般の事を記せるものと。一種類の事件に付き。專門に之に關する事のみを編輯したるものとあり。其の編輯の式に。編年體あり。紀傳體あり。紀事本末體あり。史論體あり。吾邦には古事記。舊事紀。六國史等あり。いつれも皆編年躰なり。また類聚國史あり。事實を類別したるものなり。水戸家の日本史は紀傳體なり。明治政府。太政官に修史局をおき。現今大學に隷せり。後小松天皇以後の史料數千册。稿を脫せりとぞ。今左に古來の編史の要を擧けんに。日本紀に。「履中四年始於二諸國一置二國史一記二言事一達二四方志一」とあり。【本朝六國史】は。和漢名數に云く。日本紀(二十卷。天武皇子舍人親王。從四位下太朝臣安麻呂奉レ勅撰。自二神武天皇一至二持統天皇十一年八月一。凡九百六十三年)。續日本紀(四十卷。自二一卷一至二二十卷一。從四位下行民部太輔菅野眞道等奉レ勅撰。二十一卷至レ末。右大臣藤原繼繩奉レ勅撰。起二文武帝九年丁酉八月一至二桓武帝延曆十年一。凡九十五年)。日本後記(四十卷。序云承和時。藤原緒嗣等奉レ勅撰。仁明承和七年成。起二桓武帝延曆十一年一。止二淳和帝天長十年一。凡四十一年。而全書今亡。其抄畧二十卷幷纂一卷。今尙存)。續日本後紀(二十卷。太政大臣良房後春澄善繩等奉レ勅撰。淸和帝貞觀十一年成。仁明帝實錄也。起二天長十年一止二嘉祥三年一。凡十八年)。文德實錄(十卷。右大臣基經等上。實都良香撰。起レ自二嘉祥三年一訖二于天安二年一。凡九年。陽成天皇元慶三年成)。三代實錄(五十卷。左大臣時平奉レ勅撰。實大藏善行撰。淸和陽成光孝之實錄也。起二於天安二年八月一。訖二于仁和三年八月一。凡三十年。醍醐帝延喜元年成)」とあり。其の他の歷史の說明も群書一覽又は國書解題に就て見るべし。【舊事本紀】安齋隨筆に云く。日本紀推古天皇二十八年の紀曰。是歲皇太子。島大臣共議レ之錄二天皇記及國記臣連伴造國造百八十部並公民等本記一(皇太子は。聖德太子也。島大臣は。蘇我馬子也)。是を世俗今の舊事本紀也と云ふは誤也。右の皇太子。島大臣の記錄せられし書は。皇極天皇の御時。蘇我入鹿が亂の時燒失て傳らさる也。皇極天皇四年六月の記に。己酉蘇我臣蝦夷(入鹿が父なり)等臨レ誅。悉燒二天皇記國記珍寶一。船史惠尺即疾取二所レ燒國記一而奉二中大兄一と見えたり。其時。國記はかり燒すして。天皇紀を始め皆燒失たり。然るに今世に在る所の舊事本紀は。燒殘りたると云ふ國記は無くして。燒失たると云天皇紀其外は有り。大なる僞作物なり。古き僞書なる故。古人も惑て多く引用ひたり。右に云ふ如く。聖德太子馬子の錄されし書は。燒失して傳はらず。燒殘りし國記も今は傳はらず。惜むべき事也。又天武天皇十年二月の紀に。丙戌天皇御二于大極殿一以詔二川島皇子。忍壁皇子。廣瀨王。竹田王。桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千。小錦中忌部連首。小錦下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大島。大山下平群臣子首一令レ記二定帝紀及上古諸事一。大島子首。親執レ筆以錄焉と見えたり。此書も今は傳はらず可レ惜々々。舍人親王日本紀修撰の時には此書存せる歟。否詳ならず。」【古事記】皇朝事苑に。和銅四年詔二太安麻呂一。採下撫舍人稗田阿禮所二口誦一先代帝皇舊辭上。撰二古事紀一。至二五年正月一成。凡三卷。和銅七年詔二紀朝臣淸人三宅臣藤麻呂一。令レ撰二國史一。養老四年。先レ是一品舍人親王奉レ勅。修二日本紀一。至レ是功成奏上。紀三十卷。系圖一卷。これ【日本書紀】なり。○大同二年齋部廣成獻二上古語拾遺一卷一。○延曆十三年續日本紀撰成。自二初卷一至二二十卷一。菅野眞道之撰也。自二二十一卷廢帝元年一已後。則右大臣兼行。皇太子傅中衞大將藤原朝臣繼繩等奉レ勅撰者也。凡三十卷。○十六年重勅二民部大輔兼左兵衞督皇太子學士菅野朝臣眞道等一。選定刋削成二四十卷一。奏上(今所レ存止三十卷)。○貞觀十一年八月太政大臣藤原良房。式部大輔春澄善繩奉レ勅。撰二日本後紀二十卷一。至レ此而成(善繩字名達)。○元慶二年十二月詔二右大臣行左近衞大將藤原基經。中納言民部卿兼春宮坊大夫南淵朝臣年名等一。修二文德天皇實錄一。至レ此而成凡十卷。○寬平五年勅二菅原道眞一。修二撰國史一。上自二日本書紀一下至二三代實錄一。方以レ類聚。物以レ群分。總計二百卷。名曰二類聚國史一。昌泰三年道眞撰二集其三代家集二十八卷一。天皇賜レ詩。○延喜元年八月左大臣藤原時平。大外記大藏善行。撰二上三代實錄五十卷一。自二天安二年八月一訖レ於二仁和三年八月一。六年藤原時平進二延喜格十二卷一。○延長四年興福寺僧寬建。請二

入レ唐登ニ五臺山一。詔許レ之。携ニ菅氏(道眞)。紀氏(長谷雄)。橘氏(廣相)。都氏(良香)。四家集一以往。天皇命ニ小野道風行草帖各一卷一。附レ建遣レ之。天德元年參議大江朝綱卒。先レ是藤原實賴奉レ詔使ニ朝綱撰ニ新國史四十四卷一。錄ニ宇多。醍醐。朱雀三代之事一。以後勅撰の歷史なし。降て源平以後武門時代の事を記せしものは。東鑑。平家物語。太平記。源平盛衰記。大鏡。增鏡。水鏡。日本外史。大閤記。德川實記等大に見るへきものあり。貞丈雜記に云く。前太平記又前々太平記なとは近代の人の作也。武具馬具なとの考にはならす。物の證據に引かたし。幼き子供のもてあそひ。繪さうしの類にても。古代の考に作りたる書は故實の考になり。證據に取用る事あり。高館草子。田村草子。めのとの草子。文正草子などの類。女わらんべの玩物なれ共。古き書也。證據にも引へし。前太平記は林大學頭の弟子。平山素閑と云者の作也。京都に住して石田軍記を作り板行し。作者御詮義に依て。京都を夜迯して。江戸へ來り。正德二年死去。八十二才也。古き物語なとをあつめて。前太平記を書たれとも。其中に自作妄說を多く交たれは。信用するにたらす。證據に引用すべからす。云々」とあり。以上何れも一時代に限れる歷史なり。大日本史。野史。國史畧。日本政記など。古今に通したる歷史なりとす。【明治維新後の史書】我が國の知識。道德の進步を助けたるものは。支那歷史の功に職由せしも。明治以後歐米諸國の歷史によりて。立憲政體の發達を助けたるを殊に大なり。我が國に於ても西洋歷史の躰裁に依りて編輯せられたる者多く。島田三郎の開國始末。田口卯吉の日本文明史。高田早苗の憲法及圖會史。有賀長雄の帝國史畧。古代法制史。支那文學史。近時外交史。酒井雄三郎の歐洲外交史。竹越與三郎の二千五百年史。清浦奎吾の明治法制史。横井時冬の工業史。商業史。菅沼貞風の商業史。帝國大學の國史眼等。其紙數に於ては古に劣るものあるも。其方面廣くして其着眼の精銳なると。一新機軸を出すに至れり。此際に至り古來の日本歷史を一括して散逸を防きしものは。我が經濟雜誌社の國史大系。續國史大系の編輯なりとす。

レキソウ 曆奏。(コヨミを見よ)

レツケム 列見。(ギカイノソウを見よ)

レムガ 連歌。文藝類纂に云。連歌の權輿。日本武尊に起るは。人の知る所にして。古事記(中 。卽自ニ其國一越出ニ甲斐一坐ニ酒折宮一之時歌曰。邇比婆理。都久波袁須疑弖。伊久用加泥都流。爾其火燒之老人續ニ其歌一。以歌曰。迦賀那倍弖。用邇波許々能用。比邇波登袁加袁。是以譽ニ老人一卽給ニ東國造一也。是二人相和して一首を

成すはしめとす。このゆゑに後世連歌の書。多く命ずるに筑波を以てす。南都の朝に至りても。萬葉集(八)に。佐保川之水乎塞上而殖之田乎(尼作)。苅早飯者獨奈流倍思(家持續)の歌を載せ。伊勢物語(九十九段)。盃に歌をかきて出したり。とりて見れは「かち人の渡れとぬれぬえにしあれは」とかきて。末はなし。其盃のうちに。續松の炭して。歌の末をかきつく「又あふ坂の關はこえなん」。右等の類あれと。特に二人の唱和に止れるのみ。其後は拾遺金葉等勅撰の歌集。連歌を載る者あれと。猶前の如くにして。未だ百韻を聯ね。且表裏。及び差合等の法制あらす。筑波問答(上)に。後鳥羽院建保の頃より。白黑又色々の賦物の。ひとり連歌を。定家。家隆卿なとにめされ侍りしより。百韻なと作侍るにや云々。又曰。近くは爲世。爲相。爲藤卿なと思ひ〳〵の式目を作られなとして。賞翫せられしことは。無下に近きことなれは。定めて御覽しも及ばせ給ひぬらん」とあるは。二條良基公。自問。自答の語を設けて記したまへるにて。其頃の式目一定なきを徵すへし。文和五年(卽延文元)に至りて。公自ら菟玖波集二十卷を撰す。次て應安二年に。救濟周阿と議し。連歌の新式を作らる。是其立法の始と爲すへし。然れと。其式元亨。建武の際は。已に粗其定則ありしことは。北畠玄惠か庭訓徃來三月の條に。連歌者雖レ學ニ無情寂忍之甚徹〇〇(按に。徹は轍の誤なるへし。然れとも以上十二字。俗本に脫せる所。今家藏。古寫本の鈔に據るを以て。他に校すへきなし。且轍の下不レ曉。或不辨等の二字を脫せるなるへし。且筑波問答に據るに。無情は無生に作るへし。余か藏本左貫注の別本には性に作る。然れとも以上の文なきを以て。俗本動もすれは和歌と混說せり)。輪廻傍題打越落題之體一といへるは。皆く稱へ慣しなり。次て享德年間に至り。一條禪閤兼良公。之を增補せんとして。宗砌と謀り。二度の追加に漏たる者。之れを增補す。其後文龜年中夢庵肖柏。三條實隆公に謀り。宗砌以下宗祇に至る迄の諸說を集合して。新式始て大成すといふ。其名目打越。輪廻。遠輪廻。差合。去嫌等の語あり。【打越】は一句を隔つるの名。【輪廻】は生死輪廻の義にて。叢に集るを附て。又紅葉を付くる事を得す。煙に里を付て。再又柴燒く及薪の類を付けさるをいふ。【遠輪廻】は。花に風とも霞とも付て。後は數句を隔つと雖。其の一座には之を禁するをいふ。【差合去嫌】等は三句五句七句及終編。其類の語を用ひさるを謂ふ也。又所謂【賦物】は其用法古今大に殊れり。一條兼良公の連歌初心抄に。徃古以ニ賦物一爲レ題。或百韻五十韻。每句用ニ其賦物一。近代發句計り有ニ賦物之沙汰一。脇句以下不レ取レ之。仍雖レ無ニ所詮一。聊不レ忘ニ舊儀一而已と。連歌辨蒙(坂昌周)に。賦物は百韻連歌ありて後

に。いてきたるならし。始は應德の頃にやあらん。建保(白河帝御宇)の頃專なり。ゑかあればこそ。八雲御抄にも。賦物のこと數々載せ給ひつれど。其賦物の樣種々あり。賦物抄に。五ヶ(山何。何路。何人。何船。何木)。十ヶ(朝何。夕何。何花。花之何。唐何。靑何。白何。手何。下何。初何)。其外賦物の字。一字露顯(日火。蚊香。名茱○如レ此一字有二一字訓一之類也)。二字反音(花繩。夏綱。水非○如レ此反讀二字各成二有體之字一類也)。三字中略(霞紙。葛蒲雨。桂居○如レ此有二三字訓一字略二中一字一成二二字一有躰之字也)。四字上下略(鶯檝。玉章松。苗代橋○如レ此有二四字訓一之字略二上下二字一各成二二字有訓之字一也)。以上皆一種の秀句にして。其語を結び成すなり。而して其百韵懷紙の式。全紙を兩折して。和歌の詠草の如くし。第一表八句裏十四句。第二表十四句裏十四句。第三表十四句裏十四句。第四を名殘と稱す。名殘表十四句。裏八句。併せて百韵となる也。【和漢。漢和】連歌の一種類なり。五言の詩句と。歌の上句又は下句とを綴る。漢和法式に云。端作漢和聯句と四字に書也。又曰。第唱句出來の時。其内の平字。其韻の字を除て。入韻の字を定る也。又曰。面八句。漢四句。和四句也。内に漢の對句一所あるへし。漢唱句なれは漢四句にして和四句。和の發句なれは和四句にして漢四句也。上句又此例也。又曰。百句。漢和五十句つゝ也。乍去。和にても漢にても。二三句多き分不苦」と。其他常の連歌に同し。一話一言に詩徵を引て云。今言ふ聯句は和製にして漢法に非ず。連歌より出たるにや。韻法限あり。多く隔句對にて起す。隔句對ならざるを獨句と云。平側詩の通。先唱ふ者を唱句と云。繼者を對句と云。其法頗詩と異也。皆此方の造爲也。故に鳳城聯句の序にも。本朝之準式有レ異二于殊域一也と書けり。韓退之聯句の中には。寄孟刑部聯句の中間。欲知相從盡。靈珀拾纖芥。欲知相益多。神樂消宿憊。德符仙山岸。永立難欹壞。氣涵秋天河。有朗無驚湃。と云隔句對あれとも。法には非ず。然れば和の聯句は別段のゑ也。鳳城聯句とは。慶長の比。上皇甚聯句を好ませ玉ひ。侍臣僧徒を集め給ひし聯句集也。」又詩歌を並べて鎖り合せ。和先漢後なれば和漢聯句といひ。漢先和後なれば漢和聯句と云。忍ぶ夜は雨も中々便にて。沙濕履無レ聲など云類なり。誠に人巧は變果しなきもの也。されども是も其淵源を尋れば。淸少納言に内より頭中將をして白樂天。蘭省花時錦帳下。廬山雨夜草菴中と云聯を上の句計り書せ給ひ。末は如何にと急がせ給ひければ。ありのまゝに下の句書て出さんも無下に心劣りせんと思ひ。草の菴を誰か尋れんと書て奉りしぞ。其濫觴なるべからん」とあり。嬉遊笑覽に云。歌にさまぐ\あり。筑波の神詠をはじめ。上の句にも下の句にもあれ。二人して一首の歌を作る。是古への連歌なり。撰集には金葉集に始て。連歌の部を立られたり。八雲御抄に。昔は五十韵。百韵とつゞくることはなし。たゞ上句にても。下句にても。いひかけつれば。いまながらを付ける也。今のやうに。くさることは。中頃よりのことなり。賦物なども。中頃よりのこと歟(筑波問答に。後鳥羽院建保のころより。しろくろまた色々の賦しものゝ。ひとり連歌を。定家卿。家隆卿なとに。めされ侍りしより。百韻などにも侍るにやとも云り)」とあり。名所和歌物語に。建治二年。鎌倉藤谷に於て。冷泉爲相卿本式目と號し述作なり。其後新式目は。爲藤卿の作なり。しかるを後普光園攝政公。應安五年にあらため。書加へらるゝ處を。新式目追加と號す。又其後宗砌法師宗匠にて。沙汰せられたるを。新式今案といへり。文和中(五年)に。普光園良基公。菟玖波集を撰まれ。應安二年に。同公新式を造らる。猶たらざることもあるにや。宗砌法師。七句さる物竹田の舟路云々の歌あり。御傘に。このことをいひて。新式になしとても。なにの疑かあらむ。此宗砌は。連歌道には。人丸にたとへて。宗祇のあがめおかれし人なり。云々いへり。其後宗祇。新撰筑波を集む。宗祇は紀州の人。藥種家の子なり。自然齋また種玉庵とも號す。はじめある律院(いづこともなし)にて。僧となり。和歌を好しが。後山水名勝を尋て遊歷し。東野州常緣に隨ひて。古今集の奧義を傳はりぬ(古今傳受といふことの起りなり)。連歌をもて一家をなし。此道の棟梁たり。世に宗匠とし。花下と稱せらる。花下といふことは。菟玖波集の僧正慈遍が眞字序に。或詠花下。或嘯月前之輩。云々。普光園の序に。代々のひじりの御門も。撰集にくはへ。家々の道をえたる人も。式目を作りて。久しく雲のうへのもてあそび。花のもとのたはふれとなれりとあるによりてなるべし(又菟玖波集第二十に。新式本式相わかれけるに。鷲尾の花下にて。百二十句連歌(善阿法師)。「枝のころ花は老木のかざしかな」。又花下連歌(十佛法師)。「花に來て雪にわするゝ家路かな」。又夢窓國師圓寂の後。西芳精舍の花下にて。百韻連歌侍りしに。二品親王。「花や夢散はうつゝの名殘かな」。花下の新在家と稱す。そこは宗祇以來宗匠の居住の地なり(東牖子に。此處今は或御所となりぬ。もとは熨斗目師も住めりとぞ。依て今も猶のしめ織の標札に。新在家御熨斗目師とかきたり)。見聞集に。宗祇都の會所をあつかり給ふ。祝詞の發句に「世にたつも廝にましはる蓬かな」とせられしこそ。殊勝に覺侍れ。老人雜話に。宗祇は今より。百四五十年以前の人なり。其時會の給仕などせし者に。成庵といへる者に會すといへり。按ずるに。建武元年。二條河原落書に〈 事新き風情なく。京鎌倉をこきませて。一座そろは

レムカ

レムカ

ぬゑせ連歌。在々所々の歌連歌。點者にならぬ人ぞなき。云々あり。其式も又よく定まらぬ程のヿなるに。かく世にははやりしなり。これも歌合なとの如く。賭を出し。勝負せし事と見えて。徒然草に。何阿彌だぶとかや。連歌しける法師の。行願寺のほとりに有けるが。ある處に。夜更るまで連歌して。只獨かへりけるに。小川のはたにて。我かひける犬の主をしりて。飛付たるを。猫またと心得。おそれ驚きて。小川にころび入て叫ひたるを。家々より出て抱きおこしたれば。連歌の賭とりて。扇小筥なんど。ふところに持たるも。水に入ぬといへる物語あり。又同草子(花は盛りの段。)田舍の人こそ。色こく万は興ずれ。花の下には。ねちより立より。あからめもせず。守りて酒のみ。連歌して。はては大なる枝。心なく折とりぬといへるは。件の落書にいへる。鎌倉武士なとの。ゑせ連歌の輩なるへし。點者にならぬ人そなきとは。田舍には。判者をもえらまさりしにや(今世の俳諧師狂歌師のヿし)。判者を點者といひしヿも。古きヿなり。宗祇以前は。百句滿るヿは稀なりといへり。宗祇か子孫のヿは。賑草に。大虛庵光悅かわかき時。きうじんといひし人ありし。悅物かたりに。けだかく風流なるヿ。いひ出る次てには。きうじんかヿを。かたりきかせけれども。そのほどは。まだ心もいわけなき程の時なりければ。同し物がたり度々なり。なとばかり打思ひて。聞とゞむべき心は。更になかりし程に。きうじんといふ文字も覺侍らず。さりけれども。宗祇の子孫なりしヿは。たしかにしろきヿども覺えて侍る也。其頃八十にも及ぶ程の老人と聞えしと有り。此下に宗祇自筆古今傳授の筥を。きうじん光悅に傳へ寫させ。其自筆の原本は。後に光悅媒して。光廣卿に傳へし事あり。文長ければ略之。光廣卿は。光悅に手をならはれし因によりて也。俗日重が和語抄(賑草に抄出あり)。古今は。宗祇より夢庵逍遙院殿傳授あり云々。宗祇の後は。兼栽宗匠になられし。宗匠になりては。白袴にぬり輿にて徃還せり。紹巴はこのやうなるヿを。六借かりて。なるへき人なれ共なられす(この本滿寺日重は。一宗の學者にて。老後幽齋紹巴にも親く交りたる者也)。【古今傳授次第】の事は。一時新雌中が續無名抄中卷にあり。こゝにいへる説は非なり。また紹巴が生涯の事は。貞德が歌林雜話に詳なり。宗祇宗匠になりし時の發句は。菟玖波集に。西芳精舍にて。救濟法師「あまひこか谷と峯とのほとゝきす」といふ句をとりたるか。夢庵は肖柏が號なり。肖柏は後柏原の後胤なりといふ。泉州堺に居れり。「春さかぬ花や心のふかみ草」といふ秀句ありしより。此人牡丹花と稱す。宗祇の門人なり。古今傳授は。宗祇より逍遙院稱名院などに傳はり。又宗祇より牡丹花饅頭屋に傳ふを。奈良傳授といふ。今このきうじんより傳ふるは。何の傳授とか稱へん。宗祇の時代。江戸品川に。道印幸順とて父子富有なる町人にて。連歌を好めるものあり。此事三浦氏の見聞集に見えたり。原文長ければ。こゝには撮要して錄す。權大僧都心敬といふ連歌師。都より年毎に下りて。鈴木道印父子と知音にて。其家に宿りしとなん。品川九品寺にて。「九つの品かはりたるはちすかな」と發句したるを人聞て。河に蓮珍事と沙汰しければ。「極樂の前に流るゝあみた川。はちすならてはを草もなし」と心敬證歌を引れたり。堀川江城に於て千句ありし。連衆は心敬。宗祇。元祐。道印。幸順。印幸なり。開頭の發句に。幸順「春もきて歸らむ雪のあしたかな」。この幸順俳諧も數奇にや有つらん。反古の背に書殘したる付合あり。元祐は横井氏にて。生國は下總舟橋の人。都に上り。連歌に長する故に。參內せりとかや。下向に品川なる幸順宿に立ちよりける。上りにはまづしき躰なりしが。此時衣裳もよきを着たれば。幸順「あやしや御身誰にかり衣」といひかけたれば。取あへず「この小袖人のかたよりくれはとり」(今案に。この連歌新撰狂歌集に。般若坊にある人いひかけたりと有て。御身を御僧と書たり)と付たり。この幸順父子。品川に七堂伽藍を建立したりしが。みな風に損して。只塔一ツばかり殘りたり。文安三丙丑年。成就せしとなり。撞鐘にも年號ありしが。當年慶長十九甲寅の八月二十八日未刻。大風吹て。百六十九年品川の名物なりし塔も。倒れ壞けたり。一條禪閤小夜のねざめに。爲氏卿は。日本の物の上手を。唐國へ遣されば。我身は連歌の名にてや。人の國までも渡るべきなど。狂言まうされけるとかや。後鳥羽院の御世には。よき連歌の上手をば。柿本の衆と名つけられ。わろき連歌をば。栗本の衆と名付られはべりき。柿本の長者とて。異なるけんせうのヿそはべりし。同御時とのゐ百の賭物のをりも。定家卿は四十とられたると。日記もはへる。爲家卿も餘たはては。歌案じつゞくるはむつかしとて。朝夕連歌をのみぞ。せられけるとぞ承はりし。後嵯峨の院の御代には。辨內侍。少將內侍なといひし女房。連歌師にて。いとはえ／＼しきヿとも侍りき。この頃地下にのみ。もてあそぶヿになれる。いと無念なるわざなり。花本の言葉。うたにたがひたらば。たゞ歌のやうの面白き句とゝもせられ侍らは。子細あるまじきに。歌の毒とて。一向にすてられ侍るヿは。昔にはたがひたるヿにこそ。詩作る人の連歌きらふは。未なしなりとて。歌よみの連歌を忘たまふらん。初心のなりこそ用心も侍るへけれ。口も心も定りたらん人の。れんかにとられ圭ふとや有へき。(○可笑記(正保元年卷二)。上かた衆は。花車だてはめさるれども。萬ふたしなみかと存る。そ

レムカ

のいはれは。歌の道には。公家のめん〳〵おはします。詩作には。五山のめん〳〵おはします。連歌には。昌琢玄仲の宗匠あり。師匠に不足なけれ共。百人が九十人迄は。連歌詩作などは。少もしりたる侍まれ也。但その用あらん時には。それ〳〵を頼みて。まに合せんとやおほすらん。げにも〳〵。代官主いんに増るとなれば。さもこそあらめ。但又灯臺もとくらしといへる。本の語にもとつき給ふか。東の侍は。佛道。儒道。歌。連歌。詩作など。能こそしられ。少づゝは。百人の内。七八十人は心得申候。さりながら。よき師匠もなければ。ひがことのみ多かるべし云々。その頃さも有しにやしらず。連歌後ほとおもしろき付句なきは。歌林雑話に。紹巴法橋。宿にて千句の有しに。天満の由己と丸と二人。夜ふかく行たりしに。いまだ連衆一人もなし。紹巴自剃をしておはしけるが。「人にかたらば僞にせむ」と云句に。「一こゑは秋の山路の時鳥」と。古人の句にあり。連歌に。前句によりて名句ある事。今もかやうの前句あらは。我らも付へけれども。今はかやうに一句の道理なきをはせぬによりて。付句によき句なきなりと申されき。又ある時。紹巴の御句ばかりをぬき書にせんと申せしかば。其事無用なり(中畧)。世に光秀が愛宕の連歌の發句。しるといふ文字を消て。又もとのごとく書直したりなといふは。關白秀次の時。嫌をうけて。罪せられしをまがひて。作りごとせし物なり。○安樂庵が醒睡笑に。移徒の連歌に。「春の日は軒端につきてまはるらん」といふ句を出せり。宗匠消せ〳〵といはるゝ。執筆墨がくろうてけされぬといふ時。右の作者。何とやうにも消せ。また付う程にといへるは。誰もしりたる話にて。この頃の咄のやうに。人の物語りするを。度々聞たり。此草子に出て古き話なるをしらぬなり。○諺に連歌師が露字を質に置といふは。何よりいひ出たるとか。世の人心(五)。昔日立花の家より。鷲(シヤカ)尾の前置を。金子百兩の質に入れ。連歌の花の下より。露といふ字を黄金二拾枚に置れける。質にあるうちは。花さしに鷲尾をつかはせず。連歌師に露といふをいたさせぬは。此約束を迷惑して。請られけるといへり。思ふに。作者の滑稽なるべし。さりながら。立花連歌はやりたれば。かゝる說も有なり。溫故集に。むかし露といふ字を質に置たまへるとは。連歌師の風流なり。「しら露の手形もとりて今朝の秋。蓮谷」(今これらの趣向に倣ひたる事にや。火消屋敷のぐわゑんは。草鞋を質に置き。歌舞伎芝居にては。拍子木大皷の撥をも質に置となむ)。○昔の連歌師は。勤めて古歌を覺えたるにや。玄的は八千首ばかり。昌琢は一万首餘り闇記したりしよし。筆のすさみにいへり。昌琢の時より【江戸御城にて御連歌】は始れり。毎年正月御嘉例の御連歌始りしは。寛永五年二十日なり。その時の發句。「松にみむ八百万代の春の色」。法橋昌琢としたるよし。今に松を發句にする事なり。又此時昌琢が歳旦の句。於武州江戸。初而越年。寛永五年元旦試毫とありて。「長閑さはけに日本のあつまかな」(この二句を昌琢が書たる。予が家にあり。昌琢予が家にも來りしとなん)。鹽尻に。天正三年正月十七日の夜。大野康景が妾。目出たき夢想の歌を見しとて。十八日朝啓せしかば。二十日御鎧の御祝の時。連歌しける者共を召て。一折仰付られし。これより今に至りても。正月松の發句にて御連歌あり。彼夢想の歌は。「盛りなる都の花は散うせて。あづまの松ぞ世をば經にける」云々。但し三州錄に。此歌は慶長三年正月二日の夜。江戸にて米津淸右衛門某が妻。夢みる所といへり。それには。「東の松ぞ世をばつぎける」といへり。康景が妻は。松の發句を夢想有りしとばかりしるして。句は見え侍らず。○京羽二重(元祿二年版)。連歌會(目次十日六條道場。目次二十五日北野會所)。又每年正月四日。北野松梅院に裏白の連歌あり。凡連歌懷紙は四枚也。中古執筆の人。あやまりて片面を除て書しるさず。これより流例となり。片々白紙を置。又外に紙一枚をそへて五枚とす。これに依て。裏白の連歌といふとあり。おもふに正月は物祝ふ月なれば。四の音を忌て。かくせしが例となりたるならん。又或書に。紀伊國熊野權現の本宮の拜殿にて。每年正月二日。社家と地下人と相交りて。百韵の連歌興行あり。其發句は。往古神託の句なりといふ。「この山のあるしは花のこかけかな」。○連歌は。紹巴のいへる如く。後世は人の耳に止るほどの發句もなしとみえたり。花見車と云ふ草子に。宗祇宗鑑の頃の句は。いかにもおもしろくて。はし〳〵の耳にも止りたるなり。紹巴このかた。ついに連歌の發句とて。人の語るをなり。近頃北野の能順こそ。一ふしある句も出さるゝとて。心なきまでも。耳にふれけれども。これも七十にあまりて。かすかにきこゆる名なれば。日暮て道いそぐやうなりといへり。」北窓瑣談に云。古昔は連歌にて狂せし事多し。畫本大和比事に出たる。和州の僧の飛鳥香味噌を大臣殿に奉るとて。「きのふ出てけふも參るあすか味噌」と申せしに大臣殿とりあへず。「みかの原をや過て來つらん」。西行津の國に行脚の時。尼の手づから板屋根をさし居けるを見て。「賤が板屋をふきぞ煩ふ」といひけるに。其尼。「月は洩れ雨はとまれと思ふにぞ」と付たる。宗祇の伊勢行脚の時。小兒の木に登るを見て。「つる〳〵と猿より輕く木に登り」といひしに。小兒見かへりて。「犬のやうなる法師來れば」と付たる。其外義家貞任の衣川の連歌又梶原頼朝の鞠子川の連歌なと即時の妙皆其才の秀しを見るべし。近

レムカ

世萬治の禁裏炎上の時。公卿皆逃迷ひ玉ひし中に。清水谷殿。風早殿を呼かけて。「風早と聞も恐ろしけふの火に」と宣ひしに。「清水谷とて燒も殘らず」とつけ玉ひし。郡山侯今より二三代以前の侯にや。近衞殿の御歌の御門人なりければ。ある時上京のついでに參られけるに。折ふし雨降ければ。「五月雨にやうこそきたれみのの守」と遊ばしけるに取あへず。「あの江この江を探る鵜つかひ」と付られける。是れ等の類みな連歌の狂躰なり。」燕石雜志に云。光嚴院の正慶二年春二月のころ。東軍千劔破の城を攻かれて。徒然にたえざりしかば。寄手の陣中に連歌を興行したりける發句。長崎九郎左衞門尉師宗「さきかけてかつ色見せよ山櫻」とせしを。工藤次郎左衞門尉「嵐や花のかたきなるらん」と付たりき。これを聞人爪彈してこの軍はか〳〵しからじ。嵐を以て敵に譬へ。花を味方に比へたるは不吉なりと呟けり。果してその軍利あらず。大軍徒に引退くのみならず。是年五月二十二日に至りて。高時入道鎌倉に滅亡せり。

レムグワ 煉瓦。製造の嚆矢は。嘉永年間。米人渡來の前。江川太郎左衞門英龍其采下たる伊豆國加茂郡中村(下田町の北)に地を相し。水力を利用して大砲鑄造所を設立す。既にして英龍蘭書を讀み。鐵を溶解するに白燒の耐火煉瓦石を以て竈及び煙突を築造せざるべからざるを悟り。天城山の南麓梨本の土を取り。本邦に於ける最初の耐火煉瓦石を製成し。之を以て田方郡中村字鳴瀧(伊豆國韮山の傍十町許の處に遺存す)に反射爐(今の煙突)の高さ五十八尺なるもの四個を立て。其の傍側なる加茂川の水力を利用し。大に大砲を鑄る。今東京九段靖國神社地內。大村益次郎が銅像の下に安置せる大砲の如き。實に當時此所に鑄造するものに係る。後。伊豆の大砲鑄造所を江戸小石川關口龍吐町に移し。王政維新の後。更に小石川水戸藩邸に轉ず。今の陸軍砲兵工廠是れなり。

【煉瓦製造業】耐火煉瓦の製造業は東京品川白煉瓦製造所とす。西村勝三の營むところとす。明治九年の交。澁澤榮一瓦斯局長西村勝三同副長たるとき。上州高崎在乘付に石炭脈發見の報あり。瓦斯局は技師佛人ペレゲレンを遣はし視察せしに下等の褐炭にて瓦斯局の用とならず。同時に同地方にて耐火煉瓦の原料粘土を發見せしに。假工場を建て同製造に着手し。後工部省は深川セメント工場內に白煉瓦の模範工場を起せしが。後年西村之れを拂下げ品川に移し。品川白煉瓦製造所と名づけ營業す。其他煉瓦製造には日本煉瓦製造會社等あり。

レモム 檸檬。(ミカムを見よ)

ロ之部

ロ 爐は。季冬寒を防き。又は食物の炊烹。及茶道等の用に造るものなり。和漢三才圖會に。爐本盧字。後加レ火作レ爐。火所レ居也。山家多不レ用レ竈。而構二大燵子席中一。毎縋二下一鍵一以爲二炊爨一。其縋設レ機。昇降自在。故謂二之自在一。地爐(和名炭櫃之略)。茶湯用レ之。只稱レ爐。方一尺四寸(內方九寸六分)。別居二積於爐上一。覆レ衣以煖二手足一。其積在二四柱一如二重臺一。俗呼名レ櫓(夜久良)。總名二古多豆一(正字未レ詳)」とあり。日本歲時記に。十月朔日もろこしにては。今日煖爐會とて民間打つどゐて。酒のみ。肉なくひたのしむ事有とかや。冬の初なればあらかじめ寒氣を防くをとなん。今も此日初て爐をひらく人あり。煖爐の意をとれるにや。呂原明。歲時雜記曰。京人十月朔。沃レ酒乃炙二臠肉于爐中一。團坐飮啗。謂二之煖爐一。又夢美錄曰。十月朔有司進二煖爐炭一。民間皆置酒作二煖爐會一。」わが習俗十月亥の日に爐を開くも。かゝる故事によるか。又た歲時記栞艸に。木地爐緣。千梅わくがせわ。茶人爐ぶちを用ふるに。爐びらきより冬中は塗ぶちを用ひ。春に至て木地のふちに仕替る也。茶人曰。春は陽氣つよくして爐の內より灰を吹上げ。爐ぶちにかゝりて見ぐるし。依て木地のふちを用ふ。是茶道の古實也。他說あれども。此說よろしといへり。」尙は上卷炬燵の部と併せ見るべし。

ロ 絽は。うすものなり。和漢三才圖會云。羅(今云呂)。上絽也。地如レ有レ疇。織目不レ密而不レ紕。堪レ爲二單襦一。本朝亦多出レ之。然不レ如二中華物一。紋羅。似レ羅而有二飛文一。以爲二浮屠黑衣一。」和訓栞に。ろは羅の唐音なりといへり。經を細くなし。緯を五條或は七條にふとく織るなり(オリモノ參看)。

ロウコク 漏刻。(トケイを見よ)

ロクカセム 六歌仙。和漢名數に云く。人丸。赤人(以上二人世俗稱二之和歌二聖一)。僧正遍昭。在原業平。文屋康秀。喜撰法師。小野小町。大伴黑主(以上六人。世俗稱二之六歌仙一)とあり。

ロククワムオム 六觀音は。佛教に稱するもの。千手。正。馬頭。十一面。準胝。如意輪の六なり。又不空羂索を加へて七觀音なりとす。楊柳觀音は六觀音を兼ぬ。この外三十三觀音あり。龍頭。持經。圓光。遊戲。白衣。蓮臥。瀧見。施樂。魚籃。德王。水月。一葉。靑頭。威德。延命。衆寶。岩戶。能靜。阿耨。阿麼提。葉衣。瑠璃。

多羅尊。蛤蜊。六時。普悲。馬郎婦。合掌。一如。不二。持蓮。灑水あり。

ロクコム 六根とは。眼。耳。鼻。舌。身。意にして。此の六根の無明は六塵。即ち色。聲。香。味。觸。法の迷をせずといふにあり。

ロクショ タマガワ 六所玉川。一に井出の玉川(山城)「駒とめて猶水かはんやまぶきの。はなの露そふ井出の玉川。(俊成卿)」。二に萩の玉川(近江)「あすもこむ野路のたまがわ萩こえて。色なる浪に月やどりけり。(俊頼朝臣)」。三に擣衣玉川(攝津)「松風の音だに秋はさびしきに。衣うつなり玉がはの里」。四に調布玉川(相摸)「調布やさらす垣根の朝露を。つらぬきとめぬ玉がはの里。(定家朝臣)」。五に千鳥玉川(陸奥)「夕されば汐かぜ越えてみちのくの。野田の玉がは衞なくなり。(能因法師)」。一に野田玉川と云ふ。六に高野玉川(紀伊)「忘れてもくみやしつらん旅人の。たか野のおくの玉川の水。(弘法大師)」。

ロクシャク 六尺。駕籠を舁くものを六尺といふこと。さま〳〵說あり。梅園日記云。醒睡笑云。京にて乘物をかき。あるひは庭にてはたらく男を。六尺とはなどいふらん。さる事候。屋敷につけ。家につけ。疊につけ。一切竪横間を定むるに。田舍のは一間を六尺にとる法なり。都のは間尺を六尺三寸に取て。一間とする法なり。されば亭主をば。都六尺三寸の間にとり。つかはるゝ男をば。田舍六尺の間にとる。その故はゝ主人たる人の心と。下男の心と。物ごとばらりとちがひて。まにあはぬ故に。かの下人を。六尺とはいふとなり。私かた咄云。むかしのり物かく男を。六尺といふは。いかなる故ぞとゝふ者あり。答て云。乘物の棒は。一丈二尺の物なり。それを二人してかたぐるにより。二つにわれば六尺なり(別本世話支那草。亦此說あり)。南嶺子云。乘物かく人を六尺といふ事。史記秦始皇本紀に。秦は水德を以て王たる故。六の數を用。輿は六尺」と見えたり(和訓栞亦此說あり)。按するに。上の說ひとしく非なり。ろくしやくは力者を訛れる也。力者の輿舁事は。長谷寺觀音靈驗記。杉原本保元物語。法然上人繪詞。類聚大補任等に出たり。吾妻鏡。嘉禎四年二月十七日。又仁治二年十一月四日。又建長四年四月一日等の記に。御輿御力者三手とあり。康正二年慈照院殿八幡社參記を見れば。三手は十八人なり。乘輿の力者十八人の事。荒曆。至德三年八月廿七日に出たり。さて六人を一手とするは。六人にて輿かく事あればなり。吉事略儀。及び宣胤卿(永正十四年六月十日)記に出たり。そのさま。古圖に見えたり。また蹇驢嘶餘云。門跡御輿舁。八瀨童也。十二人を一結といふ也とあり。十二人の輿舁の事は。秋夜長物語。神祇官年中行事。太平記(山門歟訴事條)。花營三代記(應永廿九年十二月廿一日條)。季瓊日錄(寛正四年八月十一日條)等にあり。海人藻芥に。僮僕事。力者十二人。又長門本平家物語(義仲の事をいへるところ)に云。京には力者三十人をそへ。もしもの事あらば。院をとり奉り。西國へ御幸なし奉らんと支度して云々とあるも。五手なり。天龍寺臨幸私記に。三百年來。佛法日衰。似二沙門形一。而非二沙門一者多矣。田樂法師。力者法師等是也とあり。按するに。此記は崇光院の觀應元年庚寅に。夢窓國師の作也。三百年前は後冷泉院の永承七年壬辰なり。そのころより。力者の名は有りけるなるべし。さて上にいへる觀音靈驗記なるは。淸和天皇の御代とあり。太平記なるは。村上天皇應和三年の事をいへるなり。これみな後世より記したる事なれば。はやく淸和村上などの御時より。力者のとなへ有しとも定めがたくや。又今はれの時。乘物かく者。足ぶみして拍子とるわざあり。これもふるき事なり。わくらはの御法に。牛飼は新車に強牛をかけ。力者はいろ〳〵に足をふみて。こしをかくと見えたり。又輿のみにもあらず。外の事をもなす力者。山槐記等に出たり。」また嬉遊笑覽に。乘物かくは。大かたならぬわざにて。手づかひには。種蒔。およぎ。鴫口。足づかひには。きざむ足。戻り足。そり足。かよひ。腰づかひには。ひねり腰。すゑごし。中腰。および腰など。さまざまのならひ有むかし。京の醫者にては。山科板坂兩家のあらそひに。六尺火花をちらせし事もあれど。すべて六尺は主人を蔑にし。隨意なる者也。或はおろせの宿して大臣を集め。或はむかしをほのめかして。紋付のひとへ物。駕やりましよの辻立をする有さま。心がらとはいひながら。見るも中〳〵かはゆや。人倫訓蒙圖彙に。京六尺をよしとす。上のかきてといふは。茶椀に水をいれ。駕籠に置。さま〳〵の舁やう盡すに。其水少も動かぬほど。腰肩のすはりたるをよしとす。六尺といふは。乘物の棒六尺の寸法故にいふとかやとあり。竹丈點前句附。「おなじとなり〳〵。腰を曲尺駕籠の目見えの茶椀水」とあり。是をいふ也。六尺の說これにも出たり。これ普通の說と知らる。さりながらかゝるものは。大漢を好とすれば。六尺とは云なるべし。今も駕籠舁ならぬ小者に。六尺といふ者もあれば。駕籠の棒によるにあらず。櫻陰比事に。勝手も人ずくなに仕るべき覺悟。六尺一人。腰元づかひの女一人。隙を仕しといへるも。かご舁にはあらず」など見えたり。力者の轉訛といふはしかるべし。德川將軍の六尺の事に付ては大目付の部を見るべし。

ロクブ 六部。六十六部の略なり。和訓栞に。六十六箇國を廻りて。六十六部の法華經を。國〻の靈地に藏る行脚僧をいへり。太平記。北條時政が事にみゆ。

今國分寺及一宮に藏む。僧俗ともにこれを勤む。或は妻子をひきゐるものもありといへり。

ロクボン 六盆。報恩經に云。二月十五日寅時來次日午時歸。五月十五日卯時來次日巳時歸。七月十四日卯時來次日午時歸。八月十五日辰時來次日申時歸。九月十六日未時來次日申時歸。十二月晦日午時來。正月朔日卯時歸(盂蘭盆の條參看すべし)。

ロクヱイフ 六衞府は。左右近衞府。左右衞門府。左右兵衞府を云ふ。近衞。衞門。兵衞府及び紋章の條を見よ。

ロシヤ 露西亞。又俄羅斯。鄂羅斯。魯西亞など書す。古は之をヲロシヤと呼べり。我西隣にある一大帝國にして。此地初めスラーブ人の部落にして。見るに足るべき一國をなさす。帖木兒。匈奴の蹂躪の場所たりしが。西紀千六百八十二年ペートル大帝神聖羅馬皇帝の後と稱して。其位につき。鋭意國力の進歩に盡力し。今や其領國八百六十四万四千一百方哩。人口一億二千九百万を有し。列國を制するの強大國となりしなり。其我國との交通歷史左の如し。東山天皇元祿七年。大阪の漂民露國に移住し歸らず。」中御門天皇寶永七年。我漂民六人露國に移住す。一人呂宋より歸る。」享保十四年七月。薩摩の人東察加に漂到す。二人露都に赴き歸らす。」櫻町天皇元文四年。露船安房に來る。幕府諸藩に令して防備を嚴にせしむ。」桃園天皇寶暦三年。陸奥の民西伯利亞に漂到す。」後桃園天皇明和八年七月。露船阿波に漂着す。」光格天皇天明二年十二月。伊勢の民露國の東部に漂到す。」六年四月。露船蝦夷に來る。令を北邊に布て海防を嚴にし。松前藩に令し北海を巡視せしむ。」寬政元年露人北蝦夷に來る。」三年三月。露船紀伊大島浦に漂着す。」四月。吏を派し。北邊を巡視せしむ。」四年九月。露船蝦夷に來る。諭して長崎に至らしむ。」六年五月。陸奥の民露國の東部に漂到す。」十年。露船蝦夷に來る。幕府吏を遣はして之を巡視せしむ。」十一年三月。兵を北地に置き。露國に備ふ。」文化元年七月。陸奥の民東察加に漂着す。」二年二月。露國の使來て貿易を請ふ許さす。」三年九月。露艦樺太に寇し。我民を捕て去る。」四年四月。露艦擇捉に寇す。五月又理非尻に寇す。七月幕府老中に命し。北邊を巡察せしむ。十二月會津。仙臺。久保田三藩に命し。蝦夷に屯守せしむ。」六年正月。烽火臺を松前。津輕の海岸に設く。八年閏三月。出雲の民東察加に漂到す。」五月。露艦理非尻に來る。其中比丹某等八人上陸す。言語通せす。戍兵等前年の暴擧を懲み。之を捕へ。銃を放て。其船を却け。俘囚を箱舘に送て獄に繫き。口

供を呈す。尋て松前の獄に移す。俘囚等深く畏て謹愼す。冬に至て。稍〻寬假し。室内に閉居せしむ(村上貞助の露語を學び。間宮林藏の天文測量等を講習せしは。是時なりと云ふ)。九年三月。露囚六人夜逃て松前に走り。林叢に匿る。既にして皆捕はれ。復た松前の獄に檻致す。八月露艦復理非尻に至る。艦將我漂民三人を送還し。書を奉して其俘囚と換んことを請ふ。戍兵火器を執て。之に向ふ。艦將事の諧はさるを知り。舳を回して走る。時に箱舘の商船洋中を通過す。露艦之を掠め。船主高田屋嘉兵衞等六人を擒して去る。」十年三月。幕府諭書を作り。松前奉行をして露囚に示し。他日露人の來るを待て。之を與へんとす(其畧に云く。先年來寇するものは海賊の所爲にして。政府の知る所ならすと。果して然らは其請ひを聽して。向きに捕へたる人民を還さん。尙ほ他年箱舘に來り陳謝すへしと)。五月露艦復た來り。去年掠むる所の船隻及び嘉兵衞等を歸す。艦將伊爾哥兒上言して曰く。曩年の來寇は皆屬國東察加兇徒の所爲にして。吾主の知る所にあらず。因て其罪に處し。再び貴國に航するを禁せり。去年臣等をして來て之を謝せしむるに方り。戍兵に敵視せられ不慮の待遇を蒙り。空く意を達せすして去る。願くは其情を察して俘囚を還せと。是に於て松前奉行服部貞勝吏を理非尻に遣り。前の諭書を與へ。其他意なきを詳にし請ふ所を聽す。伊爾哥兒大に喜ひ。謝書を呈して前年掠取する物件を還償す。貞勝之を幕府に稟し。書を伊爾哥兒に報し。俘囚を還し。食糧薪水を給して遣歸す。」七月。薩摩の民東察加に漂着す。」十一年。露船蝦夷に來り。境界を定めんことを請ふ。」秋北地の戍兵を徹す。」仁孝天皇文政九年十一月。高橋某露書を譯して之れを上る。」孝明天皇嘉永六年七月。露西亞國使布恬廷兵艦四艘を帥ひて長崎に入り。通商及び境界劃定の事を請ふ。爰に嘉明年間錄を摘載して。其概況を示すへし。十八日朝五時。右の四艘とも再び整々として入津し。長崎立山の番所より一里はとば湊より先廿町の所に繫り碇を卸す。依て在長崎奉行水野筑後守命に仍て。例の如く檢使として通詞二人奉行手附應接方馬場五郎左衞門外三人太平丸(此船は豐臣太閤製造の船にて。六十挺艫なり。其以後三度修復六七分新造なりと云。乘組鯨船一艘を跡へ差向ふ。太平丸にては異船に乘付難き故。鯨船に乘移り檢使に罷越たる由申入たりしに左右なく乘込せたり。一番船長サ五十間計。火矢四十八挺備る。乘組四百二十六人。西洋布の幟巾三尺長六尺計りなるに。日本のかな文字にて「おろしや國の船一つ」と書て立たり。二番船長サ三十八九間。石火矢十八挺。人數百六十三人。三番船長サ三十間はかり。石火矢十八挺。人數四十六人。四番船長サ十間計り。

石火矢四挺。人數三十八人乘組なり。找船の間數及ひ乘組人數等點檢相濟候へは。使者の間とも云べき所へ通し。使節以下の官人對面に及び候。使節の名プーチャチン年五十。副使の名ヱーシユフト年三十三。此者は七年北京に留學して歸る。漢學に通じ幷に諸國の言語に通す。依て通辨官を兼ると云。馬場五郎左衞門問曰。今度數千里の遠海を何の爲に渡來せられしや。使節答曰。我が國王より日本國王へ大切の用事申越されし書翰を持參す。御國攝政の人へ直に御渡申度候。尤我國官所より長崎奉行への書翰も持參致し候。是は今日にも渡し申すへし。有增は其書中に相認有之候間。江戶表へ然るべく御通達下さるべし。尤江戶表へ御伺成され候は何日程相掛候哉。國許にて傳へ承り候には。御役所の早飛脚にては晝夜七日位に相達候由。其上町便なれは夫よりも早く相屆候由。長滯留相成候ては御互に迷惑に候間。早々御取計下され度由を申。馬場云。成程御通達屆切候事なれは。其日限にても達し可申候へとも。右樣大切なる用向は夫々役人共差添出府致し候事故。四百餘里の遠境。山川多く差支等も難計。中々左樣の期日にては辨し難候由を申。使節曰。執政官の人長崎へ御出張下され候哉。夫も手重にて御迷惑に候はゝ。我等江戶へ直參致すへし。海路にて參り候儀は。自由の事に候へ共。浦賀表御國禁に差支候はゝ。陸地にても罷越へく哉。何れにも何卒用便致し候樣賴入候由を申。馬場云。奉行への書翰も今日拙者共直に請取申事は致し難く。且老中へ應接の義も奉行の了簡にも難及候間。兎に角江戶表へ伺可申由申に付。右應接畢て。使節曰。各へ酒肴進し申度候へ共。今日は着船早々の事にて用意も無之。麁相なから茶菓子を進し可申とて是を命ず。茶は唐製にて煎茶なり。人々各瓶に出し。菓子は紅蘭製の皿に茶製に似たる菓子を盛れり。次に人々の前にギヤマンのコップを出し。二種の肴を一盆に載せて。酒は同くギヤマンにて。酒は白葡萄酒なり。味至て美なり。使節曰。まづ檢使の御用談も相濟大慶に存ず。依て歡に一獻進し候由を申。各盃に一巡畢る時。使節又曰。今日船中まで各方態々御入來下され忝存候。依て御禮の爲に一獻を進する由を申。再び巡し互に獻酬の事訖致し。此日は是にて事畢り立歸る。其件々を奉行に告ぐ。右對話中昨日黃昏再一沖へ乘出したる所爲を問ふに。彼云ふ。都て地理不案內の所には晩の陰に及び休泊せざるなり。且入津の姿を貴國に示さん爲に一旦入津し。其上法の如く沖合に出しなりと云ふ。斯の如く港を出入せし故に異船入津の日時を世上に十七日申刻。又十八日辰刻の二說ありと云。十九日晉人宴を設けて檢使輩を饗應す。昨日の面々又候太平丸にて彼使節船に至り。例席へ通り奉行への書翰は今日受取るへき由を申入る。使節面會是を致す。書翰は竪八寸橫七寸五分許に疊みたる物にて。全躰紙の大サ此方の奉書紙なるべし。其を兩端に竪に折かけ四ツに疊み。夫を又橫に一ツに疊み。上の方を三角に折。又夫を上より下へ折かけ。其三角の疊の所。我國なれは糊を以てつけ封印すべきを。左はなくて上より白蠟を流しかけ。其蠟の上に官所の印章を押たり。其を我國に所謂燕口といへる樣の袋に入。表は紫の虫喰天鵞絨にて裏はキンモウル也。右受取相濟。昨日御演說の趣は奉行より早々江戶表へ飛脚相立言上に及び候間。彼地の沙汰次第たるべき由を申す。使節一禮を述て又云。今日は麁末ながら一獻を進すべしとて。先席の眞中へタアブル。シツポコ臺の大なる樣なる物を出し。上に肴四種を載す。何れも蘭製の皿或は大鉢に是をもる。一をガアツと云牛肉を油にて煮たるものなり。二をカルモナーケルと云豕の燒肉をホルトガルの油を以て揚たるもの也。三をラカンと云牛肉の鹽漬なり。四をソツプと云。是は我國のケンチン樣の料理にて。種々の菜肉を油をもて煮たる物にて汁のある物なり。太平樣の器に盛たり。酒はマタラウテーンと云葡萄酒なり。而して人々の品々コツプと蘭製の中皿に兩方より匕と熊手の樣の物をかけ。カナキンの服紗を四ツに疊み。是を添て差おく。通辨官云。此布巾は各々膝へ掛け給ふへし。麁末の物を呈して美服を汚さん事を恐るゝ故なり。且麁肴口舌に逢候はゝ澤山に食し給ふへし。若飽たまはゝ匕と皿器をそつとしてタアブルの上に置給ふべし。夫を期限と强ひ申さぬなりと云。找席定まりて使節の挨拶から。昨日の如くにて先今日の御用談相濟大慶に存ず。依て歡のしるし一獻を進じ度由を申す。例の如く各盃一巡廻り。又言を改て曰。今日は各々船中迄御出下され御苦勞に存ず。依て御禮の爲一獻進し候由申す。又一巡畢て今日よりは親く獻酬を致すべしとて各々二獻の禮畢りて後數獻を進む。獻酬の式盃を取替さず頂くべしと云方より座を起て。其人の前に至り吾盃を以て其人の盃にカツチリと觸る計にて。双方にて飮むをは各の盃にて飮なり。盃をさすと云も夫に同じ。只盃と盃とを接するのみ也。右酒宴畢て立歸り。其後も異船に行每に酒肴を出す。調理は少しの違ひなれども。肉油の類は大抵同じ品柄にて異種少もなし。晉船中にて影戲を檢使輩に見せしむ。應接方時々徃來重りて段々懇意になり。使節云ふ折能き節慰に我國の影戲を見せ申べしと。或日午後用事有て艦に行しに。今日は緩々し給ふへし。影戲は夜に入らされば明り取にくしと抑留せし故。其意に任せ暮るを待。頓て船中上下一面に燈を點じ。燭臺皆大抵一ツ〳〵硝石の覆をかけた

ロシヤ

ロシヤ

り。然るに其火屋の内面皆沙摺なり。馬場其故を問。彼答て云。火套は内外とも磨上る時は燈光外へ透盡して。一躰の所は明らかなれ共。燈臺の手元却て暗し。内面を沙炭にすれば光明内に籠り。手元甚だ明らかなり。依て斯の如く製すと云。扨影戯の時に至れりと云。案内に隨て船底全く黒暗なり。夷人手を取て導入り。暗中椅子にかゝらしむ。頓て一燈を照するに。其燈火暫時の間乍ち明に乍ち暗く。再三して後一圓に明に成たり。其仕掛け我國の如く障子の影に非ず。竪一間計横三間餘にカナキンの木綿を張。其内に燈を照したり。使節も同しく椅子にかゝりて見物す。彼云。象を見給ひしや。曰未だ見ず。彼云然らば象をみすべしと云。其由指揮するにカナキンの内一旦眞暗になり。頃有つて我國にて幕明の拍子木打べき樣の時。ガタノ\と音して二間計の大象歩み出たり。耳。目。鼻。口。四脚。頭尾の運動眞に活るが如し。次に一轉して彼國の女子の姿を幻じ出す。又一人の男子有て狎戯るさま彼國の者にはをかしかるべけれど。我等には不通にて左までをかしと思はれず。都て鳴物は只ガタノ\と木を鳴し。我國の所謂口上はいへども。是又眞のチンプンカン也。一落して次に草木禽獸を現す。草花乍ち生じ乍ち長じ。花の開落或は實を結び。其實の熟脱。樹葉の榮枯。四時一彈指の中に移り。所謂壺中の乾坤身を仙境に置が如し。彩禽奇獸細鱗小虫或は飛び或は躍り。浮沈振劣の形狀は其眞に逼る。只皷吹の聲なきのみ也。扨結局に至り我朝の海防砲臺を一覽に供ふへしと云。其光景數百歩の臺場各左右相對して備へたる其大小は有といへとも。必一双にて片隻の物なし。西に折り東に伸ひ星布羅列す。馬場問曰。是は所々の臺場を集て此の如きや。又一港口の邊防なりや。彼云是は某の一所なり。又別所を見給ふべしとて數番交替して撰し出す。如何にも砲臺の構は一樣なれども。傍邊の山岳海灣の光景一々別境なり。されど砲臺を布置する事は各其地理により。魚鱗鶴翼其法圖ありと見えたり。馬場問曰。此砲臺を見るにいづれも疊石にあらず。其製如何。彼答云。砲臺は都て自放にも他放にも。瓦石等にて築立たる物にては。其響きにて火丸に當る時は撃裂摧潰す。依て山砂を石炭にて練立たる物なり。是を以てする時は自放の轟響に潰れず。他放の撃發をうくるに其中れる所のみ潰れ。破裂餘地に及ばず。是は我國に限らず。砲臺の設は万國皆是なり。是全く後世の工夫にあらず。既に秦の万里長城の製作この濫觴なり。貴國の砲臺は勿論。城郭も素より疊石を用ひ給ふと聞く。大砲を以てする時は累卵よりも危く。其製を改め給はゞ可なりといふ。馬場又問。一砲臺に候へば筒幾挺つくる可なるや。彼答曰各百挺づゝなり。然るに見給ふ所の砲臺は一々相對して。片隻なるものなし。是敵船乘入時に夾み打にすべき爲なり。されば其船艦猛烈にして。假令一ヶ所を乘拔るとも。砲臺連綿として双方より所謂十字に打立る故。退んとすれば始の臺場再び丸を込替て待かくる故に。進退爰に究まるの仕掛なり。故に萬國互に砲臺のある港口には入來らぬ事に決定せり。若し誤て入る時は是を粉塵にせずと云ことなし。然るに清國はじめ貴國にても我等諸方萬國は水軍を好み。大艦を以て陸軍に當る樣に思はれ候へ共。左樣の物に非ず。水軍は自ら水軍にて洋中に出向ひ。互に軍艦相對して砲術を鬪かはしむる也といふ。馬場意内暗に思顧するに。長崎近來海防嚴密に成り。諸家各々番所に大砲を增加し。頗る防禦整へりと思へども。長崎十四ヶ所の砲數都て百二十四挺なり。漸く彼の一砲臺に當る。爰に於て心大に慚耻を生ずと云。思ふに今日影戯の一事。此一段を示して一唱に傳ん爲なるへし。見畢て歸る。「食料理菜不足の由申に付き。奉行より野菜の類少し贈けるに。乍ち返禮致すべき由を申す。左ありては交易に似寄るゆゑ受まじとの事なり。彼云漂流或は獵船等の船と違ひ。使節の事なれば故なく助力に逢譯なしと申す。依て奉行より在留のカピタンへ申含め。彼より贈り候趣に致し遣す。尤當時魯西亞國王の娘を紅毛國王の室とせし親類の國たるに付。斯は計ひたる也。カピタン彼船へ罷越し相贈る。直に受納せり。其節カピタンに差添遣したる者見聞せしに。在留の甲比丹使節布帖廷へは禮もでき申さぬ樣子にて。使節より四五人めに居たる官人の前に出。懇意の禮節を述て引退しとなり。然れば使節は餘程高官の者と見えたり。或時使節應接の者へ物語に。亞墨利加咲咭唎等は兎角强暴の風儀にて有之。聊の事を詞として戰爭を開く。我國は然らず。今度貴國へ申入し事條も假令免許なきとても。此方より戰爭の事は企申さず。去ながら御打拂とあらば。其御打拂の廉は一應承るべきなり。決して此方より手出しは致さずよし。魯船に於て蒸氣船内車運轉を檢使輩に見せしむ。魯國使本國へ用向有之。蒸氣船追々出帆致し度由申出。依之其節出帆檢使として長崎應接使馬場五郎左衞門等本國船へ參り候處。幸の事蒸氣船の働を能く見給ふへき由申。然るに餘國の蒸氣船は都て船の左右に車を仕掛けたり。此蒸氣船は船に車見えず。馬場其故を問ふ。彼云我國も舊は餘國と同し船の横腹に車を掛け重れしが。或時廣東へ行しに。彼國にて入立せじと川上より芦を亂して流す。凡數里腐爛して車に纒ひ付。更に運轉せず。大に難澁に及びたり。其後新に工夫して船底のマギリガワラの前後に是を付ると云。マギリガワラとは波を截る道具にして。魚の背の鰭も彼はマギリガ

ロシヤ

ヮラと云。魚も此背の鰭なければ横に倒れて游泳自在ならず。殊に都て諸萬國の船は横巾廣くして。船底も自から平かなれば。船底に魚の鰭の如く大材を以て竪に波截を付け。是をマギリガワラと云。魯西亞船に限らず。諸蠻國の船皆是を付ると也。我國新工夫にて此マギリガワラの艫船にて大抵右様の水上の防ぎは避くべし。且いまだ全く安心せずと云。扠出帆は四時と定む。但我日本の五時なり。其時刻に及び蒸氣船纜を解く。使節船の前に來り音樂を奏し。暫く有て火をさすにカラカラ鳴る音して。火筒へ烟吹出ると見る程に走り出し。使節船の周りをグル〳〵と三度廻りて元の所に止まり。其廻るもの早きと矢を射るが如し。是暇乞の挨拶と見えたり。又次の軍艦の前に至り。同じく樂を奏し。三廻りして止る。而して再び火をさし今度は乍ち沖に向て乗出しぬ。兼て五十里鏡を渡し置。船脚の速疾なるを見給へと云しかば。是を見るに半時を過ざるに。帆影烟氣と共に見えずと云々。」安政元年十二月布恬廷下田に來る。幕府再び筒井政憲。川路聖謨を遣はし條約を訂す。」五年七月四日。魯船品川に來り。假條約を結び。十二日使節登城す。」六年五月。米。魯。佛。英。蘭に横濱。長崎。箱館を限り。貿易を許したるを以て。隨意に貿買すへきことを布告す。」七月八日。魯船七艘神奈川に來る。十八日品川に入り。二十三日本條約を結び。一艘を留て去る。」文久三年五月九日。長崎。箱館。横濱三港拒絶の書を魯。英。佛等七國に贈る。」九月十四日。幕府三港拒絶の書を返收し。横濱鎖港を告く。」慶應二年冬。魯西亞我か多事を時として。益々唐太島を經理す。幕府小出大和守等を遣はして分界を議す。要領を得す。彼我人民の雜居を約して還る。」尊攘紀事に云く。嘉永六年七月(中畧)。俄艦入二長崎港一。奉行大澤乗哲移二檄旁近諸藩一。備二哨船一嚴二守沿岸砲臺一。遣二屬吏一詰問。曰。俄國使臣布恬廷奉二國命一有レ所レ請。願見二高貴大臣一呈二國書一論二使事一。奉行狀聞。幕議使三奉行受二國書一。書副二漢文一。以二三事一爲レ請。曰。修二隣交一。曰。正二唐太疆一。曰。許下俄國船舶入二海港一。買中薪水食糧。缺乏器具上。布氏特呈二一書一曰。疆界一事。非三書牘所二能悉一。請延二外臣於江戸一。與二大臣一面議論決。是月俄艦入二唐太玖琛潭一。松前戍卒懲二文化亂一。爲二寇至一。埋二兵器一。藏二糧穀一。航レ海保二宗谷一。松前得レ報發レ兵。氷合不レ可レ航。乃屯二增氣宗谷一。幕府已退二米艦一。爲二帖席之念一。忽得二是報一。人心恟々。十二月。烈公盡二衆議一。命二大監察筒井肥州勘定奉行川路左衛門尉一。赴二長崎一。延二見布氏一。備レ禮授二國書一。曰。貴國與二我邦一。各土二其土一民二其民一。互不二相通問一。各安二於無事一。今新定二疆界一。當下先按二圖籍一驗二地理一。確有二證據一而兩國發二使臣一反覆討論。以劃中定彼此疆域上。此非三一朝所二能辨一。若夫貿易通信一則我國固有二厲禁一。今夏米國亦來乞二互市一。現今宇内形勢一變。不レ可レ拘二舊法一。然而許二貴國一。拒二米國一。固爲二不可一。若許二貴國米國一。則萬國並請。此非三國力所二能給一。況我國將軍新立。百度草創。此等重事。問二之列藩一。以議二可否一。奏二之朝廷一。以仰二勅裁一。非レ經二三四年之久一。不可也。議定之日自レ我報答。布氏每レ條論難。且曰。千島北方屬レ俄南方屬二貴國一。擇捉我屬島。而貴國人占居。左衞門曰。千島全島我屬地。而貴國人蠶二食其北一。曰。唐太全島屬レ俄。貴國人占二居其南一。左衞門曰。唐太南部古來屬レ我。今貴國欲二全領一。擅妄如レ此。通交互市。寧可レ議乎。布氏不二敢爭一。曰。請驗二實地一而後決。受レ書而發。二氏飛書報二應接始末一。曰。速遣レ吏巡二視唐太一。按二驗疆界一。彼既據二守其地一不二速往一。恐非二我有一也乃命二監察堀利熈一赴二蝦夷一檢二覈唐太疆界一。布氏巳發。歷二視唐太沿道一。廻レ艦抵二大坂港一。畿内騷擾。聞三我許二米國下田函館二港一。轉入二下田一。與二筒井川路諸氏一。議二定和好條欵一。準二米國一。且曰。日俄以二擇捉蔚布中間一爲レ界。唐太仍二舊貫一。不レ分二疆域一。」蝦夷自三阿部比羅夫置二郡領一以來。史傳無レ所レ見。及三松前氏服二全島一。奉二貢大坂一。豐關白大悅。賜二金印一。世主二其土一。而唐太極北一大島。雖二松前氏一。亦鷄二肋視之一。歳遣二藩士一兩人一。督二漁獵一而已。林子平三國通覽。圖二其地一陸接二滿州一。蓋邦人古來。無下窮二其北疆一者上也。布氏奉二是書一。幕府召二松前藩宰一問二疆界一。不レ審。覩二荷蘭人輿地圖一畫二五十度一。爲二日俄疆界一。遂以レ是爲レ說。布氏曰。外人地圖何足レ據。且度數屬レ天非二就レ地而畫者一。山河形勢豈以二度數一分劃乎。夫唐太我北門鎖鑰。而不レ和三疆界爲二何地一。其忽二自治一。如レ此。幾何不レ爲三彼所二蠶食一乎。是役原仲寧受二烈公命一。從二川路氏一。引二見布氏一之日捧レ刀而侍。布氏曰。所レ請三事一言而定。而待二三四年一者。何故。左衞門遁遂論難。不二少凝滯一。彼亦承二服其理一。後饗二二使於艦中一。布氏出迎。禮待極殷。左衞門有二才幹一。爲二諸曹所レ推。官軍入レ城。慨然曰。此臣罪不レ力之所レ致。正服自殺。如二斯人一立レ身有二本末一者矣。佐和氏歸レ自レ俄。曰。布氏八十餘今猶健聞二川路氏自刃一失泣。豈由二當時有レ所レ服二於應接之間一也歟。」鈴木大亮官二於開拓使一。用二心北陲邊事一。嘗著二唐太沿革考一。曰。唐太一稱二空子一。文化六年。改曰二北蝦夷一。言語風俗。概同二北海道一。往昔山丹人。歳齎二木綿繻子錦帛烟管一來。易二獺狐貂水豹皮一。幸三其痴騃無二書札一。歳加二貸債一牟レ利無レ飽忿爭不レ絕。或至下質二子女一。爲中奴婢上。西部沿海。爲減二人口一。土人不平。寬政元年土酋遣二五人一來二宗谷一。請レ屬二松前氏一。獻二寶物一。表レ無レ他。翌年松前氏。遣二其臣高橋寬光一。置二廠舍於白主玖琛潭一。綏二撫土人一。文化四年。幕府交二貂皮二千六百四十張一。償二山丹人負債一。自レ是山丹人。交易全絕。明清地誌無二山丹一。近藤守重曰。土人[illegible]言云。

ロシヤ

澗黑龍江數里。南岸有一部落。曰山丹。屬滿洲。滿洲與唐太西部。隔海相對。乃古肅愼之地。後漢曰挹婁。元魏曰勿吉。隋唐曰黑水靺鞨。後靺鞨强盛號渤海。渤海爲契丹所併。蒙古以其地曠濶人民散居。置五府。分領黑龍江南北。明因部族所居。置都司官。拜酋長。爲都督。給印信。各統其屬。按清一統志。清祖平三姓之亂。居寧古塔。建國號。曰滿洲。後以東北諸部。屬寧古塔。康熙十五年。移鎭吉林烏剌城。留副都統。鎭寧古塔。烏剌城東北三千餘里。混同江海口有太洲。南北二千餘里。東西數百里。距西岸近所僅百里許。有山曰圖可蘇庫。其長竟洲。林木深翳。有小水數十。東西分入海。按黑龍江合嫩江松花江。曰混同江入海。所謂太洲謂唐太也。安永年間。唐太土酋。至山丹見滿洲官人。官人命名。曰揚忠貞。授印信。令管理部屬。印方二寸。刻篆字滿字。文曰管理三姓地方兵干副都統印。最上德內之巡視唐太。親見印信云。寛政元年俄人至唐太西部彰儞。見土人。度身材。截頭髮。與燧石而去。三年至頓內。五年來根室。送漂民請貿易。文化三年寇唐太。擄峇土人。四年寇擇捉。而唐太西北部。爲俄所占。陸續來移。按寛保三年荷蘭人所刊地圖。有薩哈連河。河口一島。曰薩哈連島。唐太是也。盛京通志曰。黑龍江即薩哈連江。薩哈連者黑也。蓋唐太往古無所考。而松前氏布政令。亦寛政以後之事。其地無定名。呼太洲。呼薩哈連。皆外人所命。而我呼唐太。亦唐人之義蓋異域視之也。唯風俗言語。同我北海道土人。足徵其同一人種也とあり。又云く。牟朗氏來使以後。俄人陸續南徙。其勢駸々。函館鎭臺屢論不及今劃疆界。坐爲彼所有。會竹內野州松本石州使歐土列國。請延兵庫開港期。乃命遍俄國劃唐太疆界。文久二年七月至俄。呈國書。宰臣伊克知由布出接。問唐太土人自稱愛儂何謂。二人曰。土人稱來如此。不知何謂。伊克氏曰發檢此島。實爲俄國。漢土人命此島。曰薩哈連。舊圖陸接西伯里。今也地勢一變。環島可通舟舶。滿人往來漁獵。未曾服貴國政令。故曩發牟朗氏。請劃海峽爲疆。二人曰唐太古連黑人種屬滿洲。愛儂人種屬日本。伊克氏曰古連黑即滿州人種。愛儂爲千島人種。此二種容貌言語。判然不同。皆自北而南遷者。貴國書曰。自北而南易自南而北難者。是也。二人曰國書所稱。言人情移暖地則易。移寒地則難。不及今定疆界。則貴國人民南遷者日衆也。弊國深恐彼此混居。漸生爭隙。以害兩國親睦之本旨。五十度以南。日本政令之所及。故欲以此地爲疆界也。伊克氏曰。往年我邦發檢唐太。以其民專營漁獵。日逼凍餓。故發吏民撫卹之。以惡疫流行。撤歸。當時不見一日人。二人曰。爾時屬松前藩。治之。故忽撫卹也。八年前收爲公領。置吏胥布政令。伊克氏出輿地圖。指示滿州沿海。曰。俄國版圖亘卅五万里。固不欲爭蕞爾海島。唯不可無故割土域。俄國接漢土。圖涉東洋地勢。滿州沿海。二百年前皆屬俄國。以其僻遠。徹兵衞。竟爲清國所并。前年與清國論爭復此土。蝦夷人自稱曰愛儂。蓋此邊部不多接外人。外人問其名。自稱曰愛儂。愛儂猶言人。敢問唐太何義。二人陳不知。伊克氏。曰。使唐太爲日本疆域。豈有不知唐太爲何義之理乎。二人默然。伊克氏曰。欲完四隣信義。無若因天然山海形勢爲疆域。俄與清國接疆。亘千百里。未曾爭疆界者。無他因天然山河形勢。而爲之界限也。唐太蕞爾孤島。以五十度劃疆界。則牛馬風逸。爭論不斷。勢將至用干戈。故切欲以唐太宗谷中間海峽爲疆界。二人曰。南半島屬我。記載歷々。豈可無故付他國乎。日人往來此地。爲四五十年來之事。土人亦自稱滿州屬地。且此地屬貴國。往年我置屯兵。何故不誰何。曰。此地極寒。戍人春往秋歸。貴國發兵。會其撤歸也。往年貴國人入久春古丹。火官舍掠財貨。是時貴國以無故寇隣國。罰是輩。貴國固認此地爲日本也。曰我邦舊記具在。此人得撫擇捉也。曰前寇得撫擇捉。後寇久春古丹。曰此事既往。不足以爲證。屢請海峽爲疆界。將以完兩國隣交也。若以半島爲疆。則彼此紛爭。勢不得不開兩國釁隙。不若姑因下田條約。以全懇親本旨也。二人曰。我邦固不强人土爲己土。幌古丹以南。我政令所及。此地實爲五十度。不特我邦記載可徵。萬國輿地圖。皆以五十度。爲日俄疆界。頃者觀草木園地球圖。亦以五十度以南爲日本。是雖貴國以五十度爲日俄疆域也。曰龍動刊行圖以滿州爲英屬。若使英人與之爲證。滿人豈肯之乎。此地地理家所未搜索。我國檢出亦爲近年之事布氏奉使命。始論疆界。已無疆界。坊間播行地圖。以誤傳誤。特屬無謂。二人曰。弊國命仙臺會津秋田四藩。戍是地。方今國人。屢殺害外人。貴國所知。彼此雜居。交以兵隊。竊恐一旦事故。開兩國大隙。曰貴國雖蝦夷內部。又不置兵。今越海峽戍唐太。別有所慮乎。曰松前藩忽防禦。故爲貴國所乘。其置兵備他盜也。二人論難連日伊克氏不敢屈説。曰。水自水油自油。使者所論將變水爲油。豈可屈從乎。唯君踰萬里達國命。不可無所報。來年發全權使臣於函館。貴國使臣至尼加剌伊斯。就實際而論定。唯我已設兵營久春內。此地四十八度。不得以五十五度爲疆。二人曰。大野藩士開鵜城。鵜城在久春內以北。按檢實地。應就五十度內外而劃域。曰此事在委任使臣爲。次會伊克氏指坐中一人。曰。此名廬多

迺志計。久住二唐太一。能知二事情一。其人進出日。小人陳レ實。二君不レ得二掩飾一。唐太空島之義久春古丹以北。日人絕レ迹。六七年來。貴國始發二遣吏人一。此全出三于貴國欲一レ開二國疆一乎。將出四于恐三唐太歸二外國一乎。二人曰。日來政府以三松前藩忽二屬地一。收二其地一。施二政令一。牟朗氏危三其無二兵備一。故新命二四藩一戍レ之。曰貴國逼二土人一。令二自證一レ爲二日屬一。無レ謂。貴國開二鵜城一。在二訂約以後一。約曰唐太不レ分二疆界一。事仍二舊貫一。今貴國移二民北土一。我不レ得レ不二南移以報一レ之。貴國不レ踐二條約一。勢不レ得レ繫二軍艦於久春古丹一。二人不二肯答一。謂二伊克氏一曰。明年發レ使果出三于諒二我二人所一レ論乎。曰前年牟朗氏請下以二海峽一爲中疆上。貴國不レ可。今二君請下以二五十度一爲中疆上。俄帝不レ允。此所下以遣二使臣一按中驗實地上也。二人以二此事一復命。三年七月俄領事告。曰西伯里督將加佐計宇伊知受二國命一。見二貴國重官一。議二定疆界一。請導二貴國使臣一。至二尼加剌伊斯一。會伐長事與。國內騷擾。不レ果レ發レ使。四年領事告加佐氏待二使臣一不レ至。歸レ國。慶應元年俄男女百餘名移二住久春古丹一。築二壘壁一列二大砲一。吏詰レ之曰。受二國命一移住。英人覬二覦此地一。不レ可レ不レ備。富內奈與盧白濱三處。四樹二標木一。測二量地理一規畫漸大小出新藤二氏上書曰。不下及レ今發レ使論中決疆界上事愈不レ可レ爲。外國奉行議曰。唐太北陸一離島。地圖以二五十度一。劃二日俄疆界一。皆據二臆見一者。我以二人種同異。地勢向背一。爲レ說。皆不レ足二以服一レ彼。我自二暖地一而就二寒地一人情之所レ不レ欲。彼自二寒地一而就二暖地一人情所レ樂レ爲。況彼兵威強盛英法之所レ畏。今挾二暴威一加レ我。我無二復如レ之何一。唯置二之不一レ問。彼愈肆然蠶食。不レ得レ不レ開二釁端一。往者遣二竹內野州一。彼曰。已置二兵久春丹一。久春丹在二五十度以南一。若割二久春內以北一。據二山河形勢一劃二疆界一。可三以少免二侵略一也。慶應二年命二小出和州。石川駿州一出使レ俄。十二月詣レ俄呈二國書一。重臣斯地列蒙接見。曰。曩發二全權使臣一。期二貴國使臣於尼加剌伊斯一。貴國食レ約。五二年於今一。歐土各國公法。謂三不レ復レ約者一。我邦重二隣誼一。故不三敢論二是事一。和州謝曰。國內亂起。遂失二大信一乃稱二國命一。論二唐太疆界一。斯地氏曰。唐太爲二我安牟爾鎭府對岸一。若爲二他國一所レ奪。安牟爾以西。皆被二寇害一。切欲下貴國舉二唐太一付上レ我。和州曰。此土未レ分二疆界一。貴國肆置二兵隊一。此蔑二如弊國一也。若外人來侵弊國固將下盡二國力一防禦上。斯地氏曰。此地一歸二外人一爲二弊國大害一。故俄帝嚮遣二牟朗氏一請以二宗谷海峽一爲レ疆。而貴國不レ肯。請以二得撫以東諸島一。易二唐太一和州曰。文化年間。貴國罰三亂民擅寇二唐太一。此明以三唐太爲二日本一也。布氏國書明記三唐太南岸屬二日本一。而牟朗民所二請求一。前後反覆。天下豈有二此理一。俄帝仁德萬國之所レ稱。豈事下騁二詭辨一略中人土上乎。斯地氏曰。貴國不レ欲二彼此雜居一。故弊國請下割二得撫諸島一易中此土上耳。和州曰。往發二使臣一請下以二五十度一爲中疆界上。貴國以三久春內在二五十度以南一。不二敢許一。請原二是言一。以二久春內一。劃二疆界一。曰。唐太不レ劃二疆界一。外人侵略。俄兵防禦疆界一劃。則外人侵略。俄無レ可二防禦一。久春內以南歸二外人一。永爲二我患一。譬猶二香港一。香港爲二俄清雜居之地一。豈無レ故付二英人一乎。和州怫然曰。貴國以二香港一例二我唐太一。此將下據二唐太一略中我蝦夷全島上乎。斯地氏變レ色問二其說一。曰往日貴國無レ故入二對州一。何故。曰將レ修二敗艦一也。俄國。豈肯略二人國一乎。和州曰。世皆謂。貴國略二奪漢土北疆一。曰此地舊屬レ俄。故告二清國一復レ之。備有二盟誓文書一。曰。貴國逼レ我略二唐太一亦必曰レ非二奪略一豫有二盟誓文書一。斯地氏怫然曰。何爾不禮。次會和州稱レ病。駿州代接。曰有二二族同居者一。其一欲レ踞其一欲レ坐。意見不レ合動相論爭。於レ是相二兩屋一移二一族一。此豈人情乎。若就所居設二障壁一各有二其半一。則二族各適二其願一長莫二相爭一。斯地氏曰。高說似。而未レ爲レ得有下二族共二庭園一者上。一族不レ能有二其居一學レ所レ居付二他人一。則大害二庭園一。有下二人共二一衣一者上。以二其不一レ便剪爲二兩片一。則二人皆失二其用一。若裁二一衣一。使三二人各有二一衣一。則各受二其用一。和州會見五次。反覆論難。遂不レ得二要領一。乃曰。貴國謂三弊國微弱。不レ足レ有二唐太一。故不二肯分一レ界。僕輩二人萬里奉二使命一。不レ可下以二此言一復上。斯地氏曰。我邦發レ使兩次皆不レ得二要領一而還。今也俄帝諒二二君之誠懇一欲下以二得撫諸島一代中唐太上此所三以厚二貴國一。俄帝一二決於此二不可二復移動一。若貴國不レ肯有レ仍二布氏舊約一而已。乃訂二雜居盟約三條一而還とあり。猶カラフトの條下を見るべし。」今上天皇明治五年十月十六日。魯國皇子「アレキシス」來る(橫濱に至るは十三日にあり)。之を延遼館に館し。諸長官をして慰問せしむ。十八日天皇延遼館に臨み。魯國皇子を慰問す。二十五日魯國皇子東京を發す。天皇同車して橫濱に幸し。海軍艦隊操練を覽る。又豫め海軍省に命して軍艦一隻を艤し。宮內少輔吉井友實をして之を箱館に護送せしむ。」七年六月二十五日。魯國代理公使兼總領事「スツルーウェ」(新任)朝見す。」八年四月四日。露國駐劄の各國公使將に電信の事を會議せんとす。外務大丞鹽田三郎を以て理事官と爲し。徃きて其事に參せしむ。」二十五日。露國辨理公使「スツルーウェ」(舊代理公使)朝見し。國書(其新たに辨理に任せられたるを報ず)を上る。」五月七日。是より先き露國駐劄特命全權公使榎本武揚に命して。露國政府と議し。千島群島(クリール。アイランズ)を以て悉く我に屬し。樺太全島(薩哈連島)を以て彼に付す。是日武揚其の大臣「アレキサンドル。ゴルチヤコフ」と條約書を交換す(凡邦人の樺太に住し。露人の千島に住するもの。留住移轉各其意に隨ひ。土人の故主に屬せんと欲するものは。三年間に其地を去らしめ。餘は悉く籍を

ロシヤ

定めて新主の民と爲す)。」十年四月二十七日。大勳位菊花大綬章菊花章を露國皇帝に贈る。」十二年九月五日。露國皇帝。聖徒アンデレイベルウォスワンニー勳章を贈る。」十三年三月八日。元老院議官柳原前光を特命全權公使に任し。露國に駐在せしむ。」十四年三月二十五日。特命全權公使柳原前光を全權大使と爲し。露國皇帝「アレキサンドル」第二世の葬儀に參會せしむ。」十五年一月二十五日。條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員。會する者十四人。露國は即ち特命全權公使「ド。スツルーヴェ」氏をして其議に與らしむ。其開會の主旨たる。從前の條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議の爲にして。會議の數十六回を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり。」十六年三月三日。外務省三等出仕花房義質を特命全權公使に任し。露國に駐在せしむ。」十九年五月一日。再び條約改正會議を外務省に開く。露國は其特命全權公使「セヴヰッチ」をして該會に與らしむ。此會七月十八日に至り議事を重ぬる二十七回。殆んと結了せんとするに當り。事故の爲に會議を中止せり。」六月三十日。非職太政官大書記官西德二郎を特命全權公使に任じ。露國に駐在せしめ。瑞典諾威の公使を兼ねしむ。」二十年一月六日。露國駐在特命全權公使花房義質の在勤を免す。」明治二十四年。皇太子ニコラス我國に來遊するや。津田三藏之を大津に傷つけしも兩國事を構ふるに至らずして止み。尋て千八百九十四年十月二十日。皇太子即位す。」明治二十八年。日清戰爭の局を結ばんとするや。露國は遼東還附干渉の首動者となり。佛獨二國と共に我國をして讓歩せしめ。又韓國王妃殺害の事件あるや。我國の韓國に對する關係を薄弱ならしめたり。同年五月二十七日。改正條約を調印し。同時輸入税は六月内に協定せざるときは普通税則を適用して。最惠國條欵を適用せさる旨を知照し。西公使之を承認せり。」明治二十九年六月九日。時に露帝戴冠式參列の爲め。露國に差遣されたる陸軍大將山縣有朋。露廷に協議し。日露協商を締び。朝鮮に對する兩國の行動を妥協せり。之を山縣ロバノフ條約といふ。

ロソム 呂宋。(ルソムを見よ)

ロツパフグミ 六法組は。萬治寛文のころありし男達の黨なり。所謂鶺鴒組。吉屋組。鐵棒組。唐犬組。笊(ザル)籬組。大小神祇組なり。これを六法男達といふ。

ロバ 驢馬は。和漢三才圖會云。本綱。驢臚也。馬力在レ膊。驢力在レ臚(膊肩膊也。臚腹前也)。驢長頰廣額磔耳修尾夜鳴應レ更。牲善馱負。有二褐黑白三色一。入レ藥以二黑者一爲レ良。」野驢。出二女眞遼東一。似レ驢而色駁。鬃尾長。」山驢。出二西土一。有レ角如二羚羊一。海驢。出二東海島中一。能入レ水不レ濡。」案ろに。驢は國內には產せす。多く支那より來る。近來人往々飼養し。乘用に供す。

ロボ 鹵簿。(ギヤウレツを見よ)

ロムショ 論所とは。郡村の境界にありて。所屬の不明なる地を云ふ。德川禁令考に。年月闕。論所取扱準則なるものあり。堤。川除。井堰。川悪水。道橋普請。田畑新開場。水行故障等取裁類。當時用水不引といふとも。古來より之組合離候事禁也。」用水普請人足諸色組合村々總高割之儀。通列也。」一領之時水代米。不出來之於他領之分は。新規に水代爲出之例なり。」畑成田用水障におゐては禁也。」川水引來證據無之。溜井廻には村田地取廻し有之地內。水元たる上は田高に應し。新規にも用水引之。」川水障におゐては山林伐盡事差止之。但山札銀出之立木伐採といへとも。山木伐盡候而は。麓之用水おのつから不足に成類は札銀免之。鎌留刈下草之外は禁也。」堤重サ置土水行之障に成るにおいては。削取之也。」往還道橋普請組合新規申付る例あり。」御料私領組合普請之分自普請於願は免之。」新堤築出し任勝手川中へ出候事禁也。」地先より入會場へ土手雖築出障無之においては其通たるへし。尤重而新規之儀禁也。」水行之障に成候地面。水帳に不書載。新開之類は闕取拂。流作地たるへし」とあり。

ワ之部

ワイロ 賄賂。官吏其他公職にあるものゝ。廉正なるへき爲め。古來賄賂の規定をなすもの多し。左に一二を揭ぐ。「大寶の職制律に。官吏が賄賂を受けて法を枉る者の罪(ザウザイ參看)。及び監獄の官受二所レ監督一財物上者。與者。乞取者。強乞者の罪あり。又德川禁令考に。正德五年七月の達に。公事訴訟人より奉行役人等へ音物を贈る者は。兼て禁制の處。露はれ次第何時にても急度沙汰に及び。罪科に行ふへき旨を載す。以後折々其の達あり。又青標紙に云く。賄賂差出候者御仕置の事。公事諸願其外請負書等にて。賄賂差出候者。並取持いたし候もの。輕追放。但賄賂受候もの。其所相違於申出は。賄賂差出候者。並取持いたし候者共。村役人に候はゝ役儀取上。平百姓に候はゝ過料可申付事」とあり。現行刑法官吏瀆職の章。第二百八十五條に於て。官吏人の囑託を受け。賄賂を收受し。又は之を聽許したるものは一月以上一年以下の重禁錮に處し。四圓以上四十圓以下の罰金を附加す。因て

不正の處分をなしたるものは一等を加ふ。又第二百八十六條に。裁判官の民事の訴訟に關するものは二月以上二年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加し。刑事に於ける裁判官。檢察官亦之に等しとし。依て罪を曲庇したるときは三箇月以上三年以下の重禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加す。之に反して被告人を陷害したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し。二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す。若し枉斷したる刑此刑より重きときは誣告罪の規定により反坐せしむ。」明治二十三年。法律第百號を以て。市町村公吏にも官吏の法を適用する旨を規定せり。其他兩院議員及其選擧等に關し。賄賂囑託を罰するの特別法を設けたり。

ワウゴム 黃芩は。朝鮮種。享保七年に渡る。漢法の藥種に用ふる草なり。

ワウゴム 黃金。（クワウザム。クワヘイを見よ）

ワウバム 埦飯。（エムクワイを見よ）

ワウマウニチ 往亡日。正月七日。二月十四日。三月廿一日。四月八日。五月十六日。六月廿七日。七月無。八月十八日。九月廿七日。十月一日。十一月廿日。十二月晦日を云ふ。和漢三才圖會に云く。按。往亡日忌ニ出行出陣一。而宋武帝攻ニ慕容超一。諸將請レ忌ニ往亡日一。帝曰我往彼亡吉孰大レ焉。遂敗レ之。又唐李愬討レ蔡。軍吏曰往亡。請レ避レ之。愬曰賊以ニ往亡一。謂ニ吾不一レ來。正可レ擊也。果捷とあり。

ワカエビス 若夷の事。歲時記に云く。京師街頭に鞍馬毘沙門天の紙符竝に若惠美須等の福神の畫を賣る。四民これをかひ。門戶に貼し。或は歲德棚に供じ。元日是を拜し。福を祈り。祚をもとむ。南都の市中每年吉野より來りて。守り福神の札を賣。二日の曉。又毘沙門を迎ふべしといひて。毘沙門天の札を賣る。三日の曉。又惠比須を迎ふべしといふ。猶京師にて。元〻の曉天。に若惠比須の札を賣がことし。【夷廻】はこれ傀儡師を云。津の國西の宮に跡を垂給ふ夷三郞殿。歲の始に衆生に笑ひをしいさませて。富貴を守らんとの託宣にて。昔より西宮より春の始には都を始め。方々傀儡まはして勸むる也。この傀儡師を夷かきとも云。鷺水も夷廻と云へり。又京大坂にて大黑舞の類にて夷三郞殿の姿をまなび。「鯛を釣てみさいな」と囃もあれど。これは悲田寺。或は四ケ所の垣外の賤き者の業也。

【居籠】歲時記栞草云。居籠（正月九日）。夷祭十日。攝州西の宮大神宮の祭也。村民九日の朝より。夜に至り。戶を閉て出ず。これを居籠と云。一說に。女は神前にこもり。男は家に居るといへり。殖州府志に云。居籠祭は。正月初の申日より。四日の間也。柞の森には。申日より亥日に至りて。神事畢る。傳云。此間惡鬼遊行す。これにふるゝもの祟りあり。故に兒女。及六畜を他村につかはし。男子家にあつて。門戶開闔の音を禁じ。聲を揚ず。民間居籠と云。亥日旅所に神事あり。社司片帛を以て。口鼻を覆ひ。人氣をして。神輿に觸しめず。榊を持て。從行す。又五穀の雜種を各一器に盛り。又農具を村民相携て。供奉す。神輿旅所に迁りて後。諸民大にいこみよ〳〵と呼ぶ。是居籠の義歟。攝陽群談に云。每年正月九日。蛭兒尊。廣田の社に臨幸あり。神の容相異なるを以。人倫の見んをを耻たまふの謗となりて。村民戶を閉て外へ出ず。門松を逆にさして。居籠と云。明旦。諸家各戶を開て參詣す。世俗十日夷といふ。諺に云。十日に參詣するを。十日夷と云。此神は聾にてましますとて參詣の人。社の後の羽目板を敲く也。街にて米。花袋。蜈蚣。小判など。すべてめでたき物を賣る。下向の人。これをかひて。笹のうらへ結つけ。又賣る處の烏帽子を買て。頭に戴き。往來の人を笑はせ。興することあり。商家も。此日大に宴を設け。客をむかへて饗應す。江戶にては。この月廿日夷祭をなす。

ワカサ 若狹は。其名來る尙し。國史垂仁紀の註に。已に之を稱す。兵要地誌に曰く。若狹國は。北陸道の西南端に位し。西南山陰道に背し。東南。東山道に接し。北緯三十五度十七分より。四十二分。西經三度四十五分より。四度二十一分の間に涉る。其境界。西は丹後。西南は丹波。東南は近江。東は越前に接し。北一面海に臨む。廣袤。東西約十一里。南北約四里。之を劃して三郡とす。大飯郡は西部に位し。遠敷郡は中央を占め。三方郡は東部に在り。地形。瀕海岬嶼錯出し恰も敗荷葉を欲つか如し。山脈東より西に亘り。國境を環擁し。疆壤狹隘にして山多く。谿間流に沿ふて。僅に平地を見るのみ。故に磽确多くして。膏腴稀なり。居民能く耕漁を勉む。氣候は。極暑九十五度。極寒三十度。冬時は寒威凜冽。平年は積雪二三尺。間々丈餘に至ることあり。【小濱港】は國の中間にありて。松崎其の東を限り。赤栗崎その西を擁す。其の內を靑戶入江と云ふ。北川は近江の高島郡より來り。南川は丹波の境より發し。共に灣內に注ぐ。小濱の城市は兩河の口にあり。後瀨山。多太岳。久須夜岳等。其後に屛立し。靑井山。其西岸に聳ゆ。灣內水深くして。大船を泊するに宜し。高濱浦は國の西境にあり。押廻崎其前に斗出し。靑葉山其後に峙てり。三方湖は國の東境にありて。三湖共に周廻二里餘。並列して相通ず。其北に突出するを常神崎とす。淸和實錄。及田令に據るに。中國と爲し。守掾有て介を置かず。允恭天皇の朝に。荒礪命を以て。始て國造と爲し。天平寶字五年。高橋朝臣人足を以て。始て守と

爲し。國府を遠敷郡（今の府中村）に置く。鎌府の時。惟宗忠季に。今富莊を賜ひ。州守に任し。其餘郡邑を以て藤原行光。中條家長等に分與す。寛喜の初。將軍藤原頼經。惟宗氏の邑を收め。北條經時に賜ふ。爾後北條氏。世々本州を領して。京畿を控制す。北條高時伏誅の後。內大臣藤原公賢國司となり。目代をして管理せしむ。足利尊氏の反する。族弟家兼。及佐々木高氏をして之を分轄せしむ。與國中。家兼の兄高經守護となり。後。山名時氏。大高重成。細川清氏相繼て守護を領す。夫の常神崎の北なる御神島は。正平十六年。將軍足利義詮。石橋和義を守護とす。二十一年。一色範光之に代り。孫義貫に傳ふ。永享中。將軍義教。武田信榮に命して。義貫を殺し。信榮を以て守護と爲す。相傳る九世。元明に至り。朝倉義景に合して。織田信長を拒む。義景亡ひ。元明降を乞ふ。信長丹羽長秀をして。州を監せしむ。天正十年。豐臣秀吉。元明を近江海津に誘致して之れを殺し。武田氏亡ふ（九世百四十餘年）。長秀因て守護となる。十三年。長秀卒し。子長重嗣く。十六年。秀吉之を松任（加賀）に徙し。淺野長政を封す。文祿二年。甲斐に轉封し。其地を分て小濱（六萬石）を木下勝俊に。高濱（貳萬石）を其弟利房に賜ふ。關原役畢り。德川氏二人の封を沒し。京極高次を封し。小濱に治す。寛永十一年。之を出雲に徙し。其故地を以て。酒井忠勝に賜ひ（拾萬石）世襲す。王政革新。改て縣とし。又廢して敦賀縣より兼治す。明治九年。敦賀縣を廢し。本國を敦賀縣に併す。十四年。再福井縣を置き。本國を滋賀縣より分割して。福井縣に隷す。物産の重なる者。礦物は砚石。石灰。植物は藍。苧。茶。蜜柑。荏油。桐油。櫨實。蒟蒻。海藻。動物は鰤。鯉。鯔。鰻鱺。鱒。鯛。鰤。比目魚。製造食物は蒸鰈。鹽小鯛。醃鯖。海參。尺八烏賊。酒。索麪。葛粉。製造物は厚紙。漆器。釘。蠟燭。瑪瑙細工。傘とす。

ワカサヌリ　若狹塗。工藝志料云。若狹塗は。若狹國遠敷郡小濱に於て製する所のものなり。而して其の始詳ならす。其の髹法は。支那の存星の遺風を摸擬し。紅。綠。靑。黃。黑の彩漆を以て塗り。其の形狀恰雲の如し。且金銀箔を以て。斑斕文の如き花章を作りて甚研美なり。而して其の漆質も亦甚堅剛なる者なり。寛延年間。此の際若狹の工人の業盛に起り。其の製出する所の者昔日に數倍す。近時に至ては多く筵筒書棚。テーブル手箱。筆箸を製出す。亦精好なり。近年下野の日光の工人も。亦若狹塗の器を摸擬す。而れども及ばず」とあり。

ワカ　サムジム　和歌三神とは。住吉。玉津島（衣通姬）。人丸（出二諸神記一）をいふ。

ワカ　サムゼキ　和歌三夕は。秋の夕を詠みし名歌三首を云ふ。「見渡せば花も紅葉もなかりけり。浦の苫屋の秋の夕暮。定家」。「寂さは其色としもなかりけり。槇立つ山の秋の夕暮。寂蓮法師」。「心なき身にも哀は知られけり。鴫立つ澤の秋の夕暮。西行法師」。右三首古今集秋の部に出づ。一說に云く。「鶉鳴く眞野の入江の濱風に。尾花浪寄る秋の夕暮。俊頼」。「村雨の露もまだ干ぬ槇の葉に。霧立ち登る秋の夕暮。寂蓮」。及び西行の右の歌を謂ふとなす。

ワカシユ　若衆は。男子のいまだ元服せず。前髮あるものをいふ。しかし今はことごとく散髮なれば。髮のうへよりはいひがたし。若きものをすべて若衆といふべし。和訓栞に。わかしゆ。若衆の義。男色也。衆道などいへり。孝謙記に。私通二侍童一の語ありし。男寵の事後世に熾んなりし。西土は伊訓のむかしより。安陵龍陽の諸傳はさら也。代々の佞幸。史に筆を絕ず。晉の時ことに甚し。我邦室町家の末にひとし。伊訓に日比二頑童一。時謂二亂風一と見ゆ。是始也」と見えたり。ナムショク參看すべし。「若衆歌舞伎」武江年表に。承應元辰六月。若衆歌舞伎御制禁あり。これ前髮を剃りて。紫の帽子をかくる。玉島主水小晒作彌市彌伊織抔云もの。殊に美少年にて有しといへり。委くはカブキ參看すべし。

ワカドコロ　和歌所。和歌の事を掌る署なり。万葉の頃此の官なしと雖も。柿本人丸。山邊赤人の如きは。歌人として天子の左右に候し。行幸に供奉し。祝賀弔祭每に歌を詠て獻ずるを司れり。文藝類纂に云。和歌所は後世亦歌所と稱す。其始は村上天皇天曆五年。初て之を置かる。順德院天皇の八雲御抄（二）に。後撰云々。天曆五年十月於二梨壺一和二萬葉集一。以二藏人小將伊尹一爲二和歌所別當一。和歌所根源是也。能宣。元輔。順。時文。望城撰レ之と元來譯字の爲に設けて。撰歌の設となしなり。本朝文粹（十二）。奉行文に。源順か和歌所闌入を禁する文ありて。侍中亞將爲二撰和歌所別當一（朝野群載二にも亦之を載す）。又淸輔袋草紙（二）。天曆五年十月日。詔二坂上望城紀時文大中臣能宣淸原元輔等一。於二昭陽舍一令レ讀二萬葉集一之次令レ撰レ之（號二梨壺五人一）。一條攝政爲二藏人少將一之時。爲二此所別當一。有二奉行文一と（奉行文は文粹群載に載する前文なり）。其所處は。上文に據るに。昭陽舍を歌所と爲しなり。其後藤原俊成に賀を和歌所に賜りしは普賢寺關白（基通公）の記せし俊成卿九十賀記に。今日於二上皇二條御所一被レ賀二入道正三位釋阿九十算一（中略）。戌刻着二直衣冠一參二院和歌所一六間爲二其所一と。是二條の御所中に設られしなり。其頃より和歌所を其家に寄せられて封邑を賜ふ。藤惺窩文集の冷泉系譜略に。親家

云々改二名俊成一爲二皇大后宮大夫一。家居二五條一。世稱二五條三位一。別賜二播州三木郡細川庄江州坂田郡小野庄一是爲二和歌所奉邑一。適子世々襲レ封と。遂に其家の有に歸し。俊成の孫爲家。長子爲氏に附し。再後妻安嘉門院四條か生む所の爲相に附す。後四條其地を爭ひて。鎌倉に訟ふ(其紀行十六夜日記あり)。遂に爲氏に與へられす。其後永享年間に至り。藤原雅世。新續古今集を撰ふ頃は。藤原貞宗(後法名頓阿)。曾孫常光院堯孝。和歌所の闔閭(一に開闔)となり。其先新後拾遺集の頃は。東素果闔閭たりし等。東常縁聞書に見えたれと。其委曲は詳にし難し。

ワカドシヨリ 若年寄は。武家の職名なり。漢文家は少老と云ふ。武家職官考云。若年寄。又稱二若家老一(里見義康分限帳)。皆對二大老中老一之稱也。比二諸前世一。爲二奉行人小侍所別當之職一。而豐臣氏五奉行之任也(其班列職掌。諸家或有二異同一)。故又稱二奉行或職奉行一(甲陽軍鑑。記三原美濃守爲二奉行一。云レ被レ命レ職。是職奉行也。)凡補二此職一者。或以二才能一登庸。不三必用二世家一。而其職掌則比二老臣一。參二預庶政一。奉二行國事一。固爲二重任一。」また德川禁令考に。若年寄。累代武鑑曰。此役は寬永八年五月始て被仰付。慶安四年六月より闕役。寬文二年。再ひ置く。而來今に至て相續く。往時は諸番頭側衆。加祿を得て之に任せらる者あり。中葉より奏者番寺社奉行より多く此任に至り。遂に大坂城代。或は老中へ轉任するは。古今定例の如し。柳營秘鑑曰。若年寄は。元來諸士之別當無城之御役也。依之城主の面々被仰付時は。座上蒙仰之例也。西丸若年寄右引受て御用繁し。官中秘策には。若年寄四人。西丸二人。右從五位下。近年は不定。按に。既に加祿して城主となる者あれとも。是は非常の出身にて。後世目擊する所も。亦二書の說の如し。」寬永十一甲戌年三月三日。若年寄職務定則。定。御旗本相詰候萬事御用幷御訴訟之事。諸職人御目見幷御暇之事。醫師方御用之事。常々御普請幷御作事方之事。常々被下物之事。京。大坂。駿河。其外所々御番衆幷諸役人御用之事。壹萬石以下組はつれ之者御用幷御訴訟之事。右之條々承屆可致言上者也。寬永十一年三月。松平伊豆守とのへ。阿部豐後守とのへ。堀田加賀守とのへ。三浦志摩守とのへ。阿部對馬守とのへ。太田備中守とのへ(教令類纂)。右その職掌の大體を知るべし。

ワカマツヤキ 若松燒。工藝志料に云。若松燒は。明治以來。磐代國大沼郡。本鄕村に於て。岸傳藏といふものゝ創めて製する所の者なり。其陶質白堊白釉にして。密刻の紋理あり。又靑華を以て山水及人物花卉等を畫く。極めて細密なり。近年諸國新陶の中に於て。最も精巧の者あり若松の地惣名は會津といふ。故に會津燒ともいふとあり。

ワカマツ ラクジヤウ 若松落城。(ビヤクコタイを見よ)

ワカメ 若布は。一の海產物にして。食用に供すへきものなり。この物海藻中尤も佳味を占め。間ま酒肴にも適せり。其產地供用は左の如し。和訓栞云。わかめ。萬葉集に稚海藻と書り。鳴門のわかめ名產のよし著聞集に見えたり。」厚く耳のごときをめみゝと稱せり。詞林采葉にむかし妻のつばり七磯のわかめを求むと見えたり。」和漢三才圖會云。石蓴。わかめ。俗用二和布二字一。今云和加米。對二麁布一曰二之弱布一。和布乃昆布海帶之屬。非二苔之屬一。處々海中皆有レ之。附二生于石一。畧似二昆布一而薄狹短。味亦相似而色靑。伊勢。志摩。出雲多出レ之。炙食又刻蘸二醬油一。或入二羹汁一亦佳。【加田布】紀州加田浦出レ之。續擯乾レ之。爲二方形一炙食レ之。乃和布之屬也。甚鹹而宜二僧家調菜一。【布刈神事】はメの部に出づ。又貿易備考に。ワカメ(稚帶菜又石蓴と曰ふ)は。古シキメと曰ふ。昆布。海帶の屬にして處々海中皆之を產す。狀畧ほ昆布に似て薄く。且幅狹くして甚た長からす。石に着て生するものなり。然れとも相摸國足柄下郡にて。十二月の比より暗礁に生するものは。長さ凡そ五尺幅五寸許りと云ふ。又淡路國三原郡福良浦にては二月初旬前後に生し。五月初旬前後に枯るゝものあり。又た一種カダワカメ(加田布)あり。紀伊國加田浦に出す。一にシキシメと稱す。延喜式に。志摩。三河。相摸。若狹。加賀。丹後。但馬。因幡。出雲。隱岐。長門。紀伊。阿波。伊豫。筑前より海藻を出し。參河。遠江。若狹。越前。能登。越中。佐渡。但馬。因幡。伯耆。長門より稚海藻を出すことを載せたり云々。又ワカメを採ること。豐前國企救郡大里浦にては。四月中旬より五月十日に至るまでを以てす。海中淺處は竹竿の端に十字の叉木を接したるものを下し。捲き縮れて取り出し。深處には搔手と唱ふるものを海底に沈めて擡け起すなり。而して其刈り採りたるを竿に懸け。日に乾し。手にて扱くこと四五回。濕氣を去り。乾定の後束ねて風處に曝すこと一日。然る後草席に包み。箱に藏めて之を貯ふ。用ゐるに臨み。湯を注き。水に浸せは。嫩靑の色を浮へ。生時と異ならす。之を湯羹の實と爲し。又酢味噌に和して食す。北浦にて一年に製するもの凡そ八千把に及ふ。國內或は近國に販賣すと云ふ。又筑前國宗像郡鐘崎村にては蜑婦四五名を舟に載せ。海上ワカメ生する處に至て舟を停め。蜑婦をして水底に入り。小鎌を以て岩礁に附着せるものを刈り取らしむ。一舟一日の採收額多きは七八十斤より一百斤に至る。三月下旬より五月上旬に至るの間を以て最期と爲す。之を製するには竿に懸て日乾するを以て

最も良とす。又相摸國足柄下郡早川村にては二月より四月に至るの間。退潮の時に臨み。小舟に乘し。又竿を以て纏取す。之を製するには柱を設け。數條の藁繩を張り。之に懸けて日乾すること凡そ二日間。篋或は樽に藏し。又淡水にて洗ひ。再び之を乾す。然る時は其色損すと雖も味變ずることなく。翌歳に至るも尙ほ能く保存すと云ふ。又淡路國三原郡福良浦にては。二月初旬より五月初旬に至るの間。退潮に臨み。舟に乘し。長き竿を以て纏取す。之を製するには數回清水を以て洗ひ日乾すれば。鹽味の去るに隨ひ。自ら其味を生す。之をシホヌキワカメと曰ふ。焙炙して食するに。鹹中に甘を含み。味極めて佳なり。又採收して直に柴灰を糝し。日乾して總管を去り。束ねて復た日乾するものをハイワカメと曰ふ。食するに臨み。沸湯を注ぐ時は柔軟にして色味共に美なり。之に酢醤油を和して食すれば生品と異なること無し。又紀伊國加田浦にてカダワカメを採收するに。初冬より暮春に至るの間を期と爲し。採收せしものは水を以て洗ひ鹽氣を去り。蘆簾の上に架筐を按し。大判紙の大さに連綴して日に曝す。之をシキシメと稱す。多く包飾の衣となし。或は輕く烘りて食ふ。專ら京阪の地に鬻くと云ふ」とあり。

ワキザシ　脇差。（タウケムを見よ）

ワサム　和讃は。佛經の漢語なるを。和語に譯して謠ふをいふ。和讃變じて說經となるといへり。又梵語のまゝにうたふを梵讃といひ。漢語なるを漢讃といふとぞ。說經祭文の條併せ見るべし。

ワシ　和詩は。和文に韵を踏みし者にて。明治に新體詩と呼ぶ。長短定まらず。句は五七。七五。又は七七なり。傍廂に云く。和詩といふ名目は。一にて其義三あり。ひとつは詩作して人の許へ贈りたるに其答の詩を和詩といへり。和は答ふる義なり。二は唐人の作詩を唐詩といひ。日本人の作詩を和詩といへり。これは作者につきて唐和にわけたるなり。三は詩をから歌と云ひ。歌を和詩といへり。これ作者にかゝはらず。歌と詩とをもて唐和にわけたるなり。この三くさをおしなべて和詩といへり。さるを近き頃。むげに物學びせぬ神職書家などが。和詩と思ひてつくれるは。えもいはぬ拙き事にて。語格も。口調も。てにをはも。假名遣も更に辨へず。もとより歌にも詩にも遠くして。戲作文にも遙におとれる禪學の未熟なると。心學の踏み迷ひたるとの類なりとあり。又元祿の頃。俳家の盛に作れるものは。韵を五十韵横通に踏みたるもあり（中には縱行に踏みたるもあるは笑ふべし）。其の例は風俗文選。本朝文鑑などに見ゆ。主として獅子門の派に行はる。

ワジマヌリ　輪島塗。工藝志料云。輪島塗は。能登國鳳至郡輪島に於て製する所の者なり。而して其の始詳ならす。其の製出する所の者は。多く朱漆器。黑漆器にして。膳。椀。吸物椀。平皿。壺皿。飯櫃。通盆等の常用の器なり。其の漆器甚堅剛にして。久しきに耐ふるを以て人之を愛す。天保年間。此の際工人益精を製器に勵す。是より後漆器を他邦に輸出することも亦一層盛なり。安政五年（二千五百十八年）。海外諸國と通商の道開く。爾來尋常の家什の外に。時に適する諸器を製出し。且近來沈金を施す所の器物を製す。亦尠少ならす」とあり。横井時冬氏の日本工業史に云く。輪島は應永のころ。士人福藏といふもの紀伊根來より傳習し來り始めて漆器を造りしといふ。其後二百餘年間。漆工僅に十餘戸に過ぎず。其製作品も亦精巧ならざりしに。寛文の頃。輪島市街の近傍小峰山に於て。一種の粘土（今地粉といふ）を發見し。漆に和して塗地の料に用ひしなり。堅牢なる漆器を製出し。漸く世人に知らるゝに隨て。漆工も增加せしが。元祿正德の頃。商估松木屋佐平が販路を開くに及びて。稍や製品も改良せられき。天明のころ。松木屋佐平次。笠屋次左衞門等十餘人の商估協同して大黑講と稱する組合を起し。漆工の方法を定め。價格を一定せしより。諸國に於て信用を得。販路次第に開けしが。天保の頃。漆工も亦協同して。遐福講と稱する組合を起し。互に信義を厚くし。販路の擴張を圖りしかば。輪島の漆業一層進步せり。此頃金澤の前田家よりも保護を與へられ。年行司を置き。郡宰をして監督せしめられしといふ」とあり。

ワタ　綿に。木綿。眞綿の二種あり（モメム參看）。贈物に用ふるは王朝ころよりの風なり。木棉綿の古くなりて固まりしは。打直して軟かくすることを得べし。【綿彈弓】は古へ竹を以て作り。木綿の撚繩を絃とし。竹箆にて其絃を彈き。呼んで手弓と云へり。明曆年中支那より木弓の綿彈弓舶來して。皆この製にならへり。呼んで唐弓絃といふ。其絃の製造を倭漢三才圖會にいふ。鯨筋浸レ水。割爲レ縷。復撚合如レ髻。長數丈。煮レ鰾投二其中一。取出植二二柱一。押二引之一。微乾注二熱湯一晒乾。如レ此四五次。而以レ瓦軋二臀之一成」と見ゆ。明治廿年ころより。印度綿盛に輸入せらる。

ワタイレ　綿入。（コツデを見よ）

ワタシブ子　渡船。橋梁架設なき箇所に川を越すの便に設くるものとす。驛路僻地のみならず。江戸市にありてすら。永代橋。廐橋。鎧橋も皆渡船にて往來せり。渡船賃は。江戸時代にありては。大小を帶する者はいづれの渡船も皆無賃なりき。明治以後は軍隊及び警察官及び郵便脚夫のみ無賃とす。今東京市中にて渡船場

の最盛なるは佃島及び今戸の二ヶ所とす。渡船用の船は往時に異ならぬも。明治三十三年中。警察訓令にて兩舷へ鐵製の手摺を設くる事となれり。【籠渡】和訓栞に云。飛騨國は。山深く谷嶮し。白川谷の絶涯。葛藟をかけ。籠中に身を盛て繩をたぐり行也。其籠は一文字の輪にて。藟葛は獼猴桃（白くち藤也）。六七十間の程一文字に渡し。皆千仞の上なる木石に掛たり。是を籠の渡といふ。又藤かづらもて梯を作り。欄を左右にしかけ。それにすがりて渡るを鈞橋といふとぞ。」また閑窓瑣談云。遠き山國に籠渡し。籠渡りの谷川有事は。物の本にも多く畫きて。事ふりたれども。彼阿部友之進の採藥記に記されしを見れば。其地の人物さへ眼前に見るごとく。最も便なき所ぞかし。飛騨國田畑村といふ所の外は少き深山なり。雪深く六七月迄も。村々に雪あり。極暑の節も朝夕は綿入を着す。甚しき寒國なり。稲を植て實のり惡しき故。田に稗を作る。常々農民の食物は。蕨の根を掘て食とす。又栗の木杯のやどり木を採て。其汁を煎じ食す。友之進此山中に旅宿し。夜中蠟燭を灯し。髮月代を召し仕の者に致させけるが。其所の男女是を見て。甚奇怪の事と思へる有樣にて。あれは大根に火を燈し。頭を面にするかといふて甚しく笑ふ。撰者曰。此頃猶此邊にては世に蠟燭の有る事を知らず。月代をする事も知らざりけん。又蠟燭をも看たる事のなかりけん。大根へ火をともしたるかとは云しなるべし。今よりは百年以前とは云ながら。其開けざる事思やるべし。此邊にては。人死する時は庄家の年番にて引導を渡し。葬送すると云へり（何をいふて引導を渡すや。さもおかしき事なるへし）。總て此邊は下品なる事甚しく。六月の土用の中にも。二三度は霜の降事あり。福島村といふ所あり。白川と云所迄は。極難所にて。峯の崩れたる所多く。丸太を藤づるにて釣。其上を渡りて谷を越行く所十餘ヶ所あり。大牧村と云所の白川と云河は。六七十間程の川幅へ。猿椎藤といふ藤を一筋向の岩の端より。此方の岩へ引かけ渡し。細き繩にて人を乘たる籠を引渡す事。寔に危し。川は水色青くうづ巻流れ。言語に絶たる難所なり。藤つるのゆるみたる所より水際迄十間ばかりあり。籠の中に乘たりとも。藤へ通しゝ竹筒に手をかけ。握て渡らればならず。手を放せば籠はゆるみまはりて。忽に水中へ落入て死すと云。又此籠を引に賃錢の高下ありて。上人引大患引と云。上人引はしづやかに籠のゆれざる樣に引。大患引とは強く勵しく引て別て危と云。」按に。今は斯る危嶮の所追々便利を得るに至しなるべし。

ワタボウシ　綿帽子。（ボウシを見よ）

ワタマシ　移徙とは。家を移轉することなり。渡り坐しの義なり。貞丈雜記に云く。移徙の祝とて。別に替りたる規式はなき事也。ひの字付たる物を進物にせず。衣服其外も赤き色。又はひわだ色。もえき色をば用る事を忌む也。座敷には上座にいつもの祝の如く。瓶子一對。置鯉。置鳥。二重折を置て。水神へそなへ奉る也。扨手がけ式三獻。七五三以下銚子提出。提の事をば。ひの字を忌みてさげと云なり。移徙の日。鎭宅の祭あり。是は陰陽の師に申付る也。黄牛などを備る事あり。武家の禮式の方にはしらすと貞丈雜記にあり。江戸の俗にては轉居には其家の兩隣及び前三軒へ蕎麥を贈るを例とし。又轉居に際しては。先づ萬年青を携へ入るゝなどの例もあり。京阪にては附木を近隣に贈るはユワワとイハフと通するに依る。今はマッチを贈るもあるは轉訛せるなり。

ワナ　羂は。和事始に。火酢芹命の鈎を。彦火々出見の尊の失ひ給ひし時。火酢芹命急責給ふ。故に彦火々出見尊。海濱に低徊愁吟給ふ。時に川雁ありて。羂にかゝりて困厄とあり（舊事記）。是羂の事のはじめ也」とあり。又和漢三才圖會に弶。和名久比知。今云和奈。蹄。音題。和名和奈。牛馬足蹄字亦與㆑此同。弶四聲字苑云。取㆑獸械也。字彙云。弶設㆓罟於道㆒。以掩㆓其足㆒。故曰㆑蹄。周易注云。蹄所㆔以得㆓兎也。故曰得㆑兎忘㆑蹄。按。狐弶作㆓彈弓㆒。用㆓油熬鼠㆒。置㆓機械中㆒。則喜㆑香來終係㆑弶。狗弶結㆑繩爲㆓輪形㆒。前置㆑餌。則欲㆑食入㆓頸於弶㆒。則縮不㆑解とあり。明治以後。新律綱領には。窩弓を設けて人を殺傷したるものに罰條ありしが。刑法には過失殺傷の範圍に於て之を論じ。別に明條なし。

ワニグチ　鰐口は。神佛の前に弔す樂器なり。和漢三才圖會に云く。鰐口以㆑鐵鑄㆑之。形圓扁而半裂如㆓鰐吻㆒。懸㆓之社頭㆒。從㆑上垂㆓下布繩㆒。長六七尺。俗名㆓鉦緒㆒。而參詣人必先取㆑繩敲㆓其鐵面㆒。未㆑知㆓其據㆒。恐是好事者本㆓於鉦鼓㆒而欲㆑令㆑異㆓其音㆒。裂㆑口形偶似㆓鰐首㆒故名㆑之乎」とあり。鐵とあるは青銅の誤なり。桂林語錄に云。佛堂の前に掛る鰐口の事を。古くは金鼓と云けるにや。京師壬生寺の鰐口の銘に云。「地藏院。奉鑄顯金鼓壹口。正應元丁巳五月廿九日。鑄物師大工大和權守上師宗貞」とあり。南嶺子に云。菅贈大相國公思ひがけすも大宰權帥に貶任まします時。天台座主法性房尊意僧正多年御交深かりしかば。比叡山より下らせられ。せめての御遺賜に御すがたをかきとゞめさせ給へと。二なう所望ありける故。鐙容とて御秘藏の硯に墨すり流させ。千万緒の御心をこめて。筆をとらせられし畵像に硯を取そへ。なく〳〵僧正へ傳へ給ふ。その畵影硯ともに梶井宮の寶庫に傳り。今御境內の社の神像是なり。世に菅公自畵の像といふ物多し。何そ多く書傳へ給ふべ

きや。かゝるふかき由緣ありてこそ傳りもせめ。予彼御所につかへて。神像をも拜し侍りぬるに。誠に覺へずも感淚しけるは至然の應なるべし。蘂蓋に坐し給ふてい。盥をかゝせ給はぬは。謙讓の御心よりといとゞおそれみ思へり。去年新造の宮柱ふとしきたて。神威もます〳〵かゝやくにつけて。鈴をつるべきや。鰐口をかけんやと。評定ありける。維摩院已講の曰。山王の社に鰐口をかけて。常には鉦の緖をまき上おく事なり。不律の僧ありて。山を離放する時。鉦緖をおろして。二度山へ歸るまじき誓約に。鰐口を打鳴して離山する法。古來よりの義なり。何ぞ鰐口をかけられんやとて。鈴にきはまりぬ。後日に闘槐鈔を按するに。諸社比二鈴奏一懸レ鈴曳レ之啓白。其社氏人退二其地一不二再歸一心決時。叩二鰐鉦一爲レ誓。此故神人有二犯罪一放二子他鄕一時。使二其人一叩レ之立中不レ可レ歸二入於神地一之盟上云々。神人僧侶殺に忍ざるを追却する時。鰐口をのがれたる心にて。是を叩せて。再歸るまじき誓盟を立させしと見へたり。諸社へ詣する人わに口にちかづかば心あるべき事にこそ侍れ」とあり。神前に用るは佛堂より轉せるなるべし。

ワブム　和文。我國の上代には通用の文字あらざりければ。神代の故事も皆一般に口傳へに相傳へ來りしをは。古語拾遺の序に擧けられたり。されば漢字の渡來せる前にて。上古に神代文字或は日文など稱せる文字はありきといふ說もあれど。右等は普通に用ひられたる文字には非ざりき。第十五代應神天皇の御宇に初めて百濟より漢籍及び博士を貢ぜり。皇子菟道稚郎子を始めとして我國人漸く其學に通熟せしかば。漢字の音と訓義とを假りて言語と事物とを表すべき符號を作れり。之を假字といふ。假字を用ひて始めて文章は出來ぬめり。古事記。日本紀。万葉集に載せたる歌詞。又は續日本紀の中なる宣命。延喜式八の卷祝詞の類。これなり。其後漢字の楷書を省文したる片假字。草書を略筆せる平假字等盛んに行はれ。所謂万葉書の類は廢れにき。さて奈良朝の頃より漢文盛んに行はれ。時には邦語の宣命。祝詞ありといへども。國史律令は固より。詔勅官符以下の公文及日常の牒狀。尺牘。寶買券に至るまで男子の手に成るものは概ね純粹の漢文にあらざれば。和漢を取合せたる文ならざるはなかりき。是れ万葉集。歌中の小序を見ても知るべきなり。然れども女子は深閨にありて深く文學を修めず。單に片假字。平假字を學習し。之を以て平常の言語を寫し。記文をも消息文をも記したりき。延喜の際に至りて紀貫之假字文の頗る雅馴なるに着目し。始て古今集序。大井河行幸和歌序の如き漢文排對の法に倣ひたる一機軸の假字文を作れり。又土佐守の任滿て歸る時土佐

日記を著したるが。凡て假字をもてかきなせるを女文字の文と云り。是當時の婦人か凡て假字文を用し事の徵とすべし。其後竹取。宇津保。伊勢物語の假字文の物語世に出てき。此は唐土なる遊仙窟。白猿傳の傳記渡來せしより。之に傚擬せしものか。中に就き源氏物語は自ら漢文の抑揚。頓挫。倚伏。波瀾等の諸法を備へて遺す所なく。伊勢物語は文體古質にして竹取の上に出づと雖。分段零碎して僅に一二行なるあり。是歌を主として別に其事を作り設けたる故也。大和物語も亦同じ。其他狹衣。濱松中納言の類。源氏に襲ぎて作れるもの鮮からず。榮花物語。大鏡の類は全く當時の事實を此頃の假名文にて記せるものなれば。其體自ら質に近くして麗ならず。紫式部。和泉式部の日記。淸少納言の枕草子の類。見聞思想を雜記せるは物語文に似て其體同じからず。和歌の端書も万葉集には漢文なりしも。古今集以下は盡く和文に變　り他　ると云ひ。來るを參ると云ひ。每事侍るの字を用ふるは。奏覽に供するを以て此くの如く敬語を用ひしなるも。因襲の久しき遂に一體の文を爲せり。消息文も亦同じ。日記物語等に至りては概れ人々應答の語を除く外は亦敬語を用ふる事少し。此等の文は當時上等の人の語を寫し。記せるものと見ゆれど。文章となすによりて。又自ら平時の語とは差別なき能はず。其後平時の常語にも漸く字音の詞を交ふるの世になりしかば。文章も亦然らざるを得ず。故に藤原俊成。僧顯昭などの作文は延喜頃の古文に比すれば。稍や雅を離れて俗に近し。されど長明の方丈記。阿佛の乳母の文。向阿の淨土三部抄。兼好の徒然草の如きに至りては妙手の意匠に出てしものなれば。又格別なるが如し。元弘建武以後は藤原實隆兼良の如き世に傑出したるもあれど。文運衰頹の世なれば。其文章多くは漸く鄙陋に赴けり。德川氏偃武の後。水戶の德川光圀。八洲文藻。扶桑拾葉集等の編纂ありて。古今の和文を彙輯せられ。僧契沖。荷田春滿出でゝ史典。古語等を闡明し。古學を起しゝかば。其文章も始て雄偉の風あるに至れり。春滿の門人加茂眞淵は殊に卓越の才ありて。太古の書を釋し。中古の朝典を講究する傍。其作り出でたる文は自ら古體にして一家を爲せり。其弟子に本居宣長。村田春海。荒木田久老等の大家あり。本居の門に本居大平。藤井高尙等。村田の流に淸水濱臣。小山田與淸等の徒相繼ぎて勃興し。各自の門下に亦名匠を出しゝにより。祝詞は邈に千年以往を摸擬し。文章は延喜以下中古體に出藍して大に雅文を再興せり。斯く歐文の學世に漸く開け進みて。私の著述等には假字文をのみ用ふる人も多く出來たれども。尙ほ漢文の盛んに行はれしに及ばず。且つ公ざまの文書には假字をば用ひざるの

例なりしかば。未だ大に振張するには至らざりし。今の明治の大御代となりてより純粹なる漢文は大に衰へ。公私日用の文はさらなり。文學上の目的にも大抵は假字六分の文を用ふることゝなりたれば。維新と共に新文章起れりと云ふべし。以上は國家教育社編纂聖諭大全。和文文藝類纂。國文沿革考。和文讀本を參考抄錄せり。

ワム 椀は。木にて造れる漆器にして。飯又は汁等を盛る一の食器なり。和漢三才圖會云。古者用二金椀一（和名賀奈萬利）。或用二瓷器一。韓子曰。堯舜飯二土塯一。塯盛レ飯者也。中古用レ木。故字亦作レ椀。唐式云。飯椀羹椀盤子等。皆漆器也。今俗云御器。相傳漆椀始二於惟喬親王一（江州日野祭二惟喬一爲レ神）。蓋惟喬者文德天皇第一子也。然第四惟仁。以三忠仁公爲二其外祖一故爲二皇太子一。於レ是惟喬。閑二居于洛外山崎水無瀨宮一。吟レ詩詠レ歌。彌厭二俗塵一隱二叡山麓小野一（淸和朝貞觀十五年薨。時二十六歲）。疑其以二閑暇一考二漆椀杓子等一便二于事一。令三人作二之乎（勢州多鬼郡人作二杓子一有レ祠亦曰二惟喬親王一。二說符合乃雖レ不レ載二實錄一不レ可レ誣焉）。至二筒非順慶之好巧一。椀食床具兼備矣（後柏原帝時和州城主也。今亦攝陽順慶町漆椀家多有レ之）。亦江州（日野）。紀州（根來）。同（黑江）。奥州（會津）。攝州（大坂同堺）。京師皆作レ之。其根來椀最佳。今絕不レ出。以二京大坂之椀一爲レ上。椀木地以レ櫟爲レ上（出二於石見伊豫土佐一）。以レ柎爲レ中（出二於紀州熊野一）。以二橅木一爲レ下（出處多有）。其形有二宗和椀。遠江椀。唐椀。丸椀。杉形椀。㻹反（ヘタソリ）椀等數品一。貞丈雜記に。【合子】とも合器とも云は椀の事也。身とふたを合する故の名也。合器を五器と書て。めしわん。汁椀。平皿。つぼさら。こし高の五也と云說あり。あやまり也。平皿。つぼ皿。こし高といふ物。古は無し。古はめしわん。汁わん。ばかり也。平皿は平たきわげ物の代りに作たる也。つぼさらはつぼ深きわけ物の代りなり。古はわけ物を用ひたり。今の平さらつぼさらの廻りに。細き筋を高く付るは。わげ物にかつらを入たるをまねたる也（かつらとは細き輪を入る也）。こし高と云物は。かわらけの下にわげ物の輪を臺にしたる形をまねたる物也。本式の膳部は皆白木にて。食物はかわらけにもりて。わげ物の上に其かわらけをすゆる也。食物の品によりて白木のわけ物にもゝる也」といへり。又骨董集に。昔【淺葱椀】といふ物あり。右之双紙（慶安二年印本）卷之上に。青き物の品々をいへる條に。ろくしやうの繪のあし打。せいしつのわん。あさぎごき云々」と見えたれば。慶安の比既にありし物なり。雍州府志（貞享元年著同三年上梓）。土產門に云。二條の南北新町所レ製。【縹椀】といふ。黑漆の上縹色竝に赤白の漆を以て花鳥を畫云々（原書漢文今かなかきとす）。これにて其製作を知るべし。二代男（貞享元年印本）卷之四に富る者の事をいへる條に。京から手懸をおきて。物の靜なる向ひ島に。下屋敷二百人前の淺黃椀。三町ばかり牡丹畠をこしらへ。我うちの自由は花車に乘てありき。鼻も人にかませ。脈も夢見て居てそらせ云々。」かくいへれば。淺黃椀は下品の器にはあらざるべし。俳諧糸屑（元祿七年印本）にも淺黃椀を出せれば。當時もはらに用ひたる器なるべし。晉子十七回（淡々著享保八年刻）。前句「子にふんどしをたのむまで生。竿秋」。附句「名にも似ず好きこそ出れ淺黃椀。雪點」。御伽名題紙衣（元文三年印本）卷之二に。淺黃椀の事見えたれは。元文の比までもありしもの歟。今はたえて名だに聞えずなりぬ。これのみならず昔もはら用ひたる器の。今すたれてなきものいとおほし」と見ゆ。

嬉遊笑覽に。庭訓の抄に。大名の分限にて。飯の大小ありといふ愚說笑ふへし。偃鼠飲河とは。人の腹かぎりあるをいへり。分限勝れたり共。それ程の大食はならぬヿ也。又もとよりさる威儀もなきヿ也。又合子七つ入九つ入云々。七つ椀といふものは。おや椀汁椀の外に中椀あり。其外蓋四つあり。椀每にふたに用て一つ殘る。女は本椀より中椀に取分てくふ。殘りたる蓋は高鉢の臺の端に置て。臨時の用とす。高鉢とは飯椀の形にて。大なる飯鉢をいふ。九つ入はいまだ聞ず。又三升四升入こそなけれ。むかしのごきはみな大なり。人を饗すに食を强るヿならひにてありしかば。飯器も大に作りたるにこそ。今も田舍には飯酒を强るは。そのかみの遺風なり。日光山などに强飯といふヿある即是なり。和名抄漆器類に。合子を載て。今按朱合俗所謂朱漆合子也とあるは。入子のかうしにはあらぬなるべし。名物六帖に。品字箋を引て云。盒器也。盤之有レ蓋者（按小器有レ蓋覆者謂二之合一如二金合一。金合之屬取二其上下一相合也。後世加レ皿以別レ之）といへり。江次第東鑑等に垸飯とあるは。和名抄瓦器類に。盌字亦作レ椀。辨色立成云。末里俗云毛比とあるかはらけにや。漆器を用るともびきいれかうしにはあるへからず。東雅に。今俗に。飯椀といひ汁椀といふものは。古への大椀中椀の類にして。平皿といふものは。古の盤のごとく。壺皿といふは。古の窪坏の如く。笠といふものは古の笠形葉盤といふものゝ如く。延喜式に見えし漆器の大椀徑八寸六分。深三寸。中椀徑七寸八分。深二寸。盤徑八寸。窪坏徑五寸。深一寸五分。又葉椀に盛りし物を覆ふに。笠形の葉盤をもてすると見えたり。今を去る事。百餘年前の御器といふ物をみるに。今の如く其形小きにはあらす。大やう式に見えし所に相近し。又椀字よびてわんといふヿは。我國の禪法始れるより後のヿにして。宋國の音なり。古の時に引入合子などいひしもの也と

塵添壒嚢抄にみえたり（按に埃嚢のかたに出つ。塵添にはあらず）と云り。名は古き物より出たり共。其製大やう近しとはしひと也。式に見えたる寸法によれば。みな扁き器物にてかはらけの形なり。東雅。又云玉鋺といひ金鋺といふもの有て。また葉椀續てくぼてといふ物もあれば。古の時ゟ瓦器をのみ椀とせしとはみえずとあろは。其意葉椀を漆器とするに似たり。和訓栞に。今の大嘗祭の葉手は。柏葉を竹の針にて盃の形に圓く平く造れり。釋に葉盤は柏葉に盛物也といへり。葉椀葉盤くほとひらとの差はあれと。いつれも柏葉にて作るもの也。つぼひらなどいふことは。此器のみに限らぬ詞なれば。今の椀必しも是を取たるにはあらず。又金椀は後のものにも見えたり。著聞集に。大食する人水飯くふ處。まづしろかねのはちを口一尺五六寸ばかりなるに。水飯をうづたかにもりて。おなじきかひをさして。あをさふらひ一人おもけに持て前に置たり云々。これ器の名をいはざれ共かなまり也。今の椀は。秋草に。【壺皿。平皿。腰高】といふ物あり。式正の膳には菜もみなかはらけに盛なり。羹汁の多くあるものは。かはらけにてはこぼるゝ故に。杉の木のわけ物にもる也。其わけ物の平たきを。かたとりて平皿を作り。そのわけものゝつぼふかきをかたどりて。つぼざらを作りたる也。そのわけものにかつらとて白き木を。糸のごとく細く削りて輪にして。わけものゝ外にはむる也。平皿。壺皿の外に細く高き筋あるは。彼かつらを入たる體をうつしたる也。腰高の形はかはらけの下に檜の木の輪を臺にしたる形をうつして作れる也。かわらけには必輪を臺にして置物なり。是を高坏といふ。坏とはかはらけの事也。輪をして高くする故に高坏といふ。下の臺を輪にせず。臺共にかはらけに作り付にしたるを土高坏と云。供御の御膳に用之。魚の燒物なとも式正には大なるかはらけに盛なり。それをかたとりて大なる陶器の皿に盛也といへり。思ふに壺平。腰高等はひきいれかうし有て。後に出來て添たるもの歟（物は異ながら腰の高を用ひたること。陶說に。周羽沖。三楚新錄高從誨時荊南瓷器。皆高足。公私競置用之。謂之高足盌。こし高の名に似たり）。糸底なきを【坊主椀】といふ。續五元集に。「糸しりのなきもおかしき坊主椀」。これ糸尻なきにはあらず。其處内に窪みたるをいふ。よしの椀などにあるもの也。獲綵輪に「世捨し閑居茶わん坊主手」。【黑椀】歌林雜話集に。いにしへの人のしおける事は。或は天地を表し。或は佛道にかたとり云々。子細あるをもしらず。近年宗易が茶湯に用そめて。黑闇の椀折敷用ると忌〻敷おほえ侍り云々と有。其頃黑椀は用ひさりしを知へし。これは都あたりのよにて田舍には黑きを用たるべし。其故は今もおなじとなから。わきて朱は貴き頃なれば。下賤の器物これをもて塗をあるへからす。江次第（二）。大臣大饗云々。藤氏一大臣用二朱器臺盤一。以二其日一可レ行出以二職事一遂二天聽一云々。また式に朱漆臺盤と出たり。又黑漆は古き盃黑塗なるもの往々あり。是らは今の膳具にむかへていふべきにもあらず。黑椀正しく見えたるは。七十一番職人歌合。ひきれ賣の給合子二三具かきたる。みな黑漆にて。內は朱も黑もあり。また黑漆を下とするも。甲陽軍鑑（九）。笛吹峠合戰の條。合戰に手に合さる者手柄の者。上中下をさたして。上の手柄には三膳ゞ或は二膳亦椀にて振舞。又手に合ざる人々には。黑椀にて精進飯を喰せらる。是を他國にては信玄公なされたると沙汰有。信形短氣なる人にて如此云々（板垣信形也。これは義家朝臣の甲乙の座を學ひたる歟）。手に合ざるとは戰功なかりしをいふ。今の手にあまるとも。手にあはぬとも云とは異なり。黑漆の椀は賤きものにて。田舍にのみ用ひたりしを。宗易好事に茶席に用ひたりしより。會席椀と稱するものを。ことさらに作るとゝはなれり。茶事にのみ會席といふはおかしきに。そをまた茶會の庖丁料理のとゝさへ心得るは。いかなる僻ことにかいと拙し。里はなれたる處なとには。漆もぬらぬ合子を用ひたる故に。質朴に堅固なるものを【白木合子】といふ是なり。夢窓國師本來意をよめる。「山賤の白木の合子そのまゝに。漆つければはげ色もなし」。古調和が發句に。「漆刷毛しらずに久し山折敷」。いまは正月神に供ふるに山折敷は用るのみ。根來はそのかみよき朱ぬりをしたる處なり。鷹筑波集に「折敷をはしつかい朱にや塗ぬらん。ねころ法師はさそな成佛」。根來山破られて後。薩摩の田代根古へ行たる者あり。彼處よりは朱出る故緣ありて行たりけん。そこにて椀を作りて塗たるもの多しとなむ。萬寶全書根來物香箱折敷あり。紙をしめして摺りて見れば紙に漆つく。書寫ぬりはよく根來に似たれとも紙に着ずといへり。薩摩椀はわろかりしを。鷹筑波集に。「さつま椀花ぬりはたゞのり地かな」。（薩摩守忠度を隱したり）又同集に。「十ぜんの位もひをは改めて。燕口なる椀のかずかず」。燕口といふも古きもの也。ひはわれめをいふ也。貞德文集に。雜餉之獻立。委細御書候て給候云々。就其椀折敷二十人前新に用意仕置候。但椀は朽木五器。木具金箔押可然候哉。洛陽集に。「花に呼ぬ主の柚や朽木盆。自悦」。なとみゆ。朽木の膳具も古きもの也。金箔押の木具も。今は神に供する物とのみおもへり。」【あざぎ椀】貞德文集（上卷）。口切出し申候淺黄椀塗足打。貴様御心得にて五人前被取揃。急度奉賴候。」洛陽集に。「あさき椀白魚のなへる波かなと。自悦」。あさぎこき云々。近世上品の椀も造るとあれは。もとより下品

なりしにや。漆ぬりの上に淺黄また白なとを彩色に用ひて。繪を畫たるを桐油まき繪と呼。古き足打などに見事なる物あり。昔ははやりたるものとみえたり。日光山には御宮の玉垣の長押。其外諸堂にこれを用ひたるあり。今の南部塗も五色の繪を書き處々に金箔を押たり。又加賀の城ヶ鼻の椀に。金箔繪の中に。青。白。赤。黄の色を用ひて繪を書る。古きものに上品あり。又古き物に彩漆をもて書たる下品なるは。大名けんどんなり」といへり。

ワラハ　ウタ　童謠は。樂器に合はせず。誰れ謠ふともなく。世態の汚隆を謳歌し。又時政を諷刺する等。古來往々治亂の前徵をトする者あり。是氣運の然らしむる所にして。亦爭ふ可からさるものなり。左に古來俚歌童謠を掲け。併せて時勢の變移を示すへし。栗田寛氏俚歌童謠の變遷を記して云く。古の童謠は猶後の口遊の如く。催馬樂今様は猶後の俚歌の如し。然れ共童謠を誦して而して後に催馬樂を唱ふるときは。其風調决して童謠には及はさるとを知る。催馬樂を讀んで而して後に今様を詠するときは。今様の催馬樂に及はさるとを知る。俚歌の今様に於けるも亦然り。然らは則同からさるものあるに似たるは何そや。時に古今の異るもあり。詞に雅俗の辨あればなり。前人云へるとあり。神歌變して催馬樂となり。再變して今様となり。三變して猿樂田樂となり。終に小歌となると云へり。小歌は則俚歌なり。故に古の童謠は後の口遊の如く。催馬樂今様は後の俚歌の如しとは云ふなりけり。今之を大別するときは自ら六種の躰を具す。書紀の童謠一なり。中古の催馬樂二なり。天曆以後の今様三なり。南北以後の口遊四なり。近古の俚歌五なり。今世の俗謠六なり。其歌事實に關係なきか如しと雖も。風調の優劣を以て世の盛衰をトするに足れり。觀るもの諷詠玩味せは。自ら其別あるとを知らん。因て其歌謠を列叙して俚歌童謠考を作る。」皇極天皇紀二年十月戊午。蘇我臣入鹿獨謀將下廢二上宮王等一。而立二古人大兄一爲中天皇上。于時有二童謠一曰。「伊波能杯儞。古佐屢渠梅野倶。渠梅多儞母。多礙底騰哀羅栖。歌麻之之能烏膩。」本書下文に以伊波能杯而喩上宮。以古佐屢喩林臣(林臣入鹿也)。以渠梅野倶而喩燒上宮。山背王頭髮斑雜。毛似山羊。棄捨其宮。匿深山相也とあり。一首の意は岩の上に小猿の米燒があり。米なりとも持て通らせ山背の王よ。入鹿が王の宮を燒んとする故に米を以て山に匿るゝの料にし玉へと云るなり(中略)。」齊明天皇紀六年十二月丁卯朔庚寅。天皇幸二于難波宮一。天皇方隨二福信所レ乞之意一。思レ幸二筑紫一。將遣二救軍一。而初幸斯備二諸軍器一。是歲欲爲二百濟一將レ伐二新羅一。乃勅駿河國進レ船已訖。挽至二續麻郊一之時。其船夜中無レ故艫舳相反云々。或知二救軍敗績之怪一有二童謠一曰。麻比羅矩都。於社幣陀能。乎陀都倶例々。烏陀能陸烏。歌理鵝理能。騰和美倶羅賦。烏陀能陸烏。歌理鵝理能騰和美倶羅賦。歌理鵝理能倶羅賦。歌理能騰與美。」この歌諸説あれど。未た明解を得ず。大意は鷹の鳴動み來りて押田の稻を喰荒せるなり。是唐兵の襲來りて官軍の挍れし兆ならんと云り。」天智天皇紀。十年春正月。是月以二大錦下一。授二佐平余自信沙宅紹明一云々。以二小山一授二餘達卒等五十餘人一也。童謠曰。多致播那播。於能我曳多曳多。那例々騰母。陀麻爾農矩騰岐。於野兒弘儞農倶。」釋紀に以二異國之人一喩レ橘也とあり。橘は各が枝に成れゝとも。玉に貫くとも同じ緒に貫くにて。橘の實を結ふを。彼異國の人の或閑兵法。或解藥。或明五經。或閑於陰陽て。其才藝の各なる業の別なれ共。榮壽に預りて朝廷の臣列に貫て用をなすことは。橘實を一緒に貫きて手纒とせるが如しとなり。以上は上古の童謠にして。後世の俚歌と異なるとなきものなれとも。今之れを諷詠するに雅歌の音節と全く同しくて。鄙俚の詞とは思はれず。是今の古に及ばざる所なるへし。」光仁天皇紀。天皇寛仁敦厚。意豁然也。自二勝寶一以來。皇極無貳。人疑二彼此一。罪廢者多。天皇深顧二横禍一。時或縱レ酒晦レ迹。以故免レ害者數矣。又嘗龍潜之時。童謠曰。葛城寺乃前在也。豐浦寺乃西在也。於志止度刀志止度。櫻井爾。白壁之豆久也。好壁之豆久也。於志止度刀志止度。然爲波國會呂由流也。吾家良會呂由流也。於志止度刀志止度。」于時井上内親王爲レ妃。識者以爲井則内親王之名。白壁爲二天皇之諱一。蓋天皇登極之徵也。」清和天皇紀。天皇諱惟仁云々。嘉祥三年十一月二十五日戊戌。立爲二皇太子一。于時誕育九月也。先是童謠云。大枝乎超天走超天。躍止利騰加利。躍止利超天。我耶護毛留田仁耶。搜阿佐理。食無志岐耶雄々伊志岐耶。」識者以爲大枝謂二大兄一也。是時文德天皇有二四皇子一。第一惟喬親王。第二惟條親王。第三惟彥親王。皇太子是第四皇子也。天意若曰超二三兄一而立。故有二此三超之謠一焉。この二首の童謠は。上に記せる書紀の歌に比ぶれば。其風調甚く下れるを見るべし。」催馬樂。呂歌。紀伊州。きの國の。しらゝの濱に。ましらゝの。濱に來てゐれ。鷗めはれ。その玉もてこ。風しも吹たれば。なごりしもたてれば。みなそこきりて。はれ。其玉みえず。席田。席田のや。席田の。いづぬきがはにや。住む鶴の。いつぬき川にや。住鶴の。住鶴のや。須伞つるの。千年を兼てぞ。遊びあへる。千年を兼てぞ。遊びあへる(中略)。こは催馬樂呂律の歌の中に。古への風調と異にして。稍後世の調べに近きを取たるなれど。此頃早くかゝる歌の調なりしを。又後世の今様めきたる語もあることを知るべし。枕草紙。物のあはれ知せ顔

なる條。若き人〻出來て男やある。いつこにか住むなど口〻にとふに。なかし丶と添言などすれば。歌はうたふや舞などするかと問はてぬに。よるは誰とか寐ん。常陸の介と寐ん。寐たるはたもよし。又。男山の峯のもみち葉。さぞ名はたつや。さぞ名はたつや。とかしらをまろがしふる。甚くにくければ。笑にくみていれ〱丶と云もいとをかし(中略)。土佐日記。正月九日條に。舟子梶取は舟唄うたひて。なにとも思へらず。その歌ふ歌は。春の野にてぞ音をばなく。吾薄にて手をきる〱。摘んたる菜を親や進食るらん。姑や食ふらん。かへらや。昨夜の菜を。僞言をして賒わざをして。錢も〻來ず。已れだに來ず(中略)。婦人養草八卷云。刑部卿敦兼は。みめの世にすぐれて惡げなる人なりけり。その北方は花やかなるなりけるが。五節を見侍りけるに。とり〱に花やかなる人〻の有を見るにつけても。先つわが男のわろきを心うく覺えけり。家に歸りてすべて物をだにもいはず。目をも見合ず打そばむきてあれば。暫しは何事の出來たるぞやと。心も得ず思ひ居たるに。次第に厭ひまさりてかた腹痛き程なり。さき〱のやうに一所にも居ず。方をかへて住侍りけり。ある日刑部卿出仕して夜に入り歸りたりけるに。出居に火をたにもともせず。裝束は脫たれともたゝむ人もなかりけり。女房とも皆御前のまびきに隨ひてさし出る人もなかりければ。せんかたなくて車寄の妻戸をおし明て。獨なかめ居たるに。更闌夜靜にて月の光り風の音。物ことに身にしみわたりて。人のうらめしさもとりそへて覺へけるまゝに。心をすまして篳篥を取出て時の音にとりすまして。ませの內なる白菊も。うつろふ見るこそあはれなれ。我等がかよひて見し人も。かくしつゝこそかれにしか。とくり返し歌ひけるを。北方聞て心はや直りにけり。それより殊に中らひめてたくなりにけるとかや。優成北方の心なるべし。續教訓抄万歲樂の條に。祝の今様にも。祝の所に吹笛は。地久みの山黃鐘調に。君か齡は万歲樂。體源抄に。第一に今様はをりをきらふへし。春は春につけ。夏は夏につけ。秋冬も同し云々。白河院の御時にめされて歌つかまつりけるに。いだして云。海道くだれは。波たかし。山道とおもへば。すぐれて山きびし。まして北陸道は雪たかゝむなるものをや。いざ〱伊勢路にかゝりなむ。此歌を歌ふ間はての句出さんとするに。歌とめて召れて御定にこの次の句へ。いざたゞ都にふたりいたらむ」と歌へと仰せらる(中略)。慈鎭和尚拾玉集五卷今様に。花。春のやよひの明ほのに。四方の山べを見渡せば花盛りかも白雲の。かゝらぬ峯こそなかりけれ。郭公。花橘も香ふなり。軒のあやめもかをるなり。夕ぐれざまの五月雨に。山郭公名のりして。月。秋のはじめに成ぬれば。ことしの半は過にけり。我世ふけゆく月陰の。傾く見るこそあはれなれ。雪。冬の夜さむの朝ぼらけ。契りし山路は雪ふかし。心のあとはつかねとも。思ひやるこそあはれなれ。この歌とも催馬樂に比ぶれば。調へ自ら下りぬれど。猶古のさまありて聞ゆ(中略)。源平盛衰記九卷康賴熊野詣の條。歌をうたひて法樂に備けり。白露は月の光にて。黃土濡ほす化あり。權現舟に棹さして。向ふの岸によする波。さまも心も督かな。落る涙は瀧の水。妙法蓮華の池と成。弘誓の舟に棹指て。沈む我等をのせ玉へ。佛の方便なりければ。神祇の威光たのもしや。押けば必響あり。仰けは定めて花ぞさく(中略)。義經記五卷。判官吉野山に入玉ふ事條に。靜云々別れて。白拍子の上手にて有りければ。音曲もじうつり心も詞も及はれぬ。きく人涙を流し。袖をしぼらぬはなかりけり。終りにかくぞ歌ける。「ありのすさびのにくきだに。ありきの跡は。戀しきに。あかで離れし面影を。いつの世にかは忘るへき。別れのことに悲しきは。親のわかれ子のわかれ。すぐれてげに悲しきは。夫妻のわかれなりけり。」この歌を曾我物語には「わかれのことに悲しさは。親の別れと子のなげき。夫婦の思ひと兄弟と。いつれをわきてか思ふべき。袖にあまれるしのびれを。かへして告むる鬪もがな。」唐糸草子下卷。賴朝鶴岡の社前に歌妓を召て。今様を歌はしむる條に。手越の長者の娘千壽の前と聞えける云々。海道下りをつゞけたり。「逢坂山のよるの月。曇らぬ陰をや詠むらん。勢多のから橋野路の里。霞に疊る鏡山。不破の關屋の板びさし。假寢の夢は。やがてさめがゐの宿。虫のいせいや。尾張の國。見かほなる三河にかけし八の橋の。蜘手に物や思ふらん。しるも知らぬも遠江の。濱名の橋のいる鹽に。さゝれどのほるあま小舟。こがれて物や思ふらん。眞弓槻弓引馬の宿。さよの中山せとをすぎ。宇津の山べの蔦の道。手越を過て行くほどに。月をきよ見が關の戶を。おし明け方の空見れば。富士の煙やなびくらん。夢にも見やこ人こそめでたや。御代にはいづの國。浦島が玉手箱。あけてくやしき箱根山。鎌倉山を來て見れば。鶴が岡とやまうすらん。鶴は千年の名鳥。松は千年の名木めでたし」と歌ふたり云々。徒然草野槌卷六。俗間に傳ふる賴朝の時。鎌倉の諺歌。一里けんぢやう(間町)。にけんぢやう。三里けんし(ち歟)やう。四けんし(ち歟)やう。しこのはこの上には。ゐもはもをとり。十万鶴。豆なかえたよ。黑虫は源太よ。あめ牛はめくらが杖つゐて。とほるところ。それはそこへつんのけ。是は鎌倉の町割の一間町二間町など云義也。しこのはことは厠に久しく居るを云。此時局の女房君の寵有しか如斯ありしと也。ゐもはもをとりとは。右衞門八と云者君の氣に

入りて鳥を取る也。鳥を取る也。十方を歩行きて鵜をとり。豆を餌にする也。豆がなくば餌よと云義也。黑虫はからすぐちなはのこと也。源太是を取て黑やきにし君へ進する也。あめ牛日くらとは。是も時の威勢あるもの盲目なり。其の歩行くを人々恐れてあたりをのけと云義也。短册宴草子二卷に。國司ある時狩倉のかへり足に。なが岡少將と云ける遊女のものに打寄らせ玉ひて。夜晝三日の酒宴あり。國司も醉みだれ玉ひて。かゝる鄙の住居にも優なる人もありけるよなどの玉ひければ。少將とりあへず。「うゐて見よかし吉野の櫻。心からこそ身は賤しけれ。花のさかざる里はあらじな」といとおもしろう今樣をぞうたひける。以上の歌とも盛衰記以前なるは。風調優逸にして。それより後なるは稍下れり。その稍下れるものは。後の俗歌の端を啓けるに似たり(中略)。甲陽軍鑑九卷。大門到下合戰條に。又その頃岩村田にお宿のかみと申女。でしの女を四五人持て歌をうたうておどる。さても花の村上や。綿の直垂袴にて。鎧を着してきたりとも。甲斐なこのむはお大事よ」と歌ひまはるは。始村上殿甲州を望申され候事。天文七年戊戌晴信公。父信虎公を駿河へ追出しまゐらせたりし時のことを。後晴信公度々勝玉ふにより如此うたふなり。淺井三代記(十四卷)。信長卿江北發向の條。其後虎御前と小谷山と敵味方の若者とも。懸踊をかけ合ける。信長方の若者共田川野迄來り躍りける。其歌に。「淺井か城はちひさい城や。あゝよい八條の子。朝茶の子」と諷ひ躍ければ淺井か若者共返し歌に。「淺井の城を。茶の子とおしやる。赤飯茶の子。こわい茶の子」と躍り。次のおとりに信長方へ懸ける歌に。「信長殿は。橋の下に土龜。ひよつと出て引込。ひよつと出て引込。も一度出たら首をとろ」と掛合ける。今に當國草刈童の口すさみなり。これ又當時のことを考ふへき童謠の類なれは此に附す。吉原大全にのする明暦中吉原廓すが掻の歌「道のちまたの二もと柳。風にふかれてどちらへなびこ。思ふ殿子のかたへなびこよな。春の日に。糸ゆふわけて柳手折るは。たれ〳〵ぞ。白き馬にめしたる殿子よな」と歌ふ。是は此頃武家の人々馬に乘て吉原へ通ふ有さまを詠たり。殊更此時は白色をもて伊達風流とす。大小も白柄。羽織なとも白繻子を着用す。夫故馬の白きに乘て伊達をなして。此里へ通ふを云ふなり。歌舞伎事始にのする小舞庄左衞門が。延寶中芝居にて行ひたる小舞十六番の唱歌の内。室町「文がやりたや。室町すぢへ。取やちがへて。他人にやるな。花の文樣の手にわたせ」。木下。「花は折たし。梢は高し〳〵。はなれがたなの。木のもとや」。三島。「田舍なれども駿河は名所。田子にうち出て。しほとりとるを。君を見しよと。ふしをがまう」。葉露。「したれ柳の葉の露落て。淵となるまて御身にそはゞ。物を思はじ世はなにごとも」。千歳山。「君千年山。そりや昔のさゝれ石。巖におふる苔の色。とにかくに。君と我なるよもつきじ」。戻袋「我戀の色にいつるよ。人ごとに。水はせけとも下に行く。煙はいとへど空にたつ。もぢの袋に色こそで。なにとつゝめど色に出て」。紫一本にのする天和頃のなげぶし。「渡りくらべて。世の中見れば。阿波の鳴戸に波あらし」。以上の歌ともは。今より二百年前のものなれど。今の俗歌と甚く異なるは。猶風氣の朴實なる處あるによれり。なほ此頃の歌數多あるへけれども。唯歌の調子を示すまでのことなれば。さのみは引出ず。これより後。近世の俚歌は人口に膾炙するものなれば記さず。又諸國の童謠俚歌は那珂通高の考あり云々と。さて又那珂氏の童謠俚歌考に。薩摩兵兒謠一たび賴襄の詩に入りしより。天下之を傳誦せざる者なし。其辭は「肥後の加藤が來るならば。焰硝肴に團子まうそ。夫でもきかずに來るならば。首に刀の引出物」と云へる謠にして。「團子まうそ」とは即彈丸を以て膳羞に充つるを言ふなり。當時加藤淸正封を肥後國に受く。島津氏これと境を接し。戒心なきこと能はす。因りて寨を出水郷に築かんとす。此の謠を製り徭夫をして唱へしめたる所なりと云ふ。此の謠の外にも亦「我は備前の鏽刀。おもひまはせは研きほしや」と云へる歌ありて。佩刀を拔き。舞踏するを以て常とせり。傳へて言ふ。島津氏既に款を豐太閤に納れて。國中無事なること數年。朝鮮の役起るに及ひて士卒の刀。或は鏽を生せし者あらんことを恐る。故に此の謠を製り。刀を拔きて舞踏せしむ。實はこれを檢するなりと。是も亦以て其の武を尙ふの風を觀るへきなり。其の他猶「降らはふれつもらはつもれ松の雪。ゆきになれたる松か枝やある」。又「あはれ我れか身舟ならは。おもふ君さまうちのせて。あらしやア無くとも我か宿へ」。又「最早おぢやるか御江戸へおぢやる。弓もつよかれ矢も利かれ」と云へるか如き數闋ありと聞けり。凡古より當時の事傳へて童謠俚歌に存する者少しとせず。徒然草の野槌に出てたる一里間町の謠は。以て鎌倉府の嬖人を知るに足り。尤草紙に載せたる赤き物盡しの歌は。以て聚樂第の時粧を觀るに足れり。又其の國に「浮世といへはあさましや。多賀の久德は親流す。新莊駿河は子を流す。とかくなしきは我が命」と云へる俚歌あり。此は當時新莊駿河守は淺妻城に居り。久德左近大夫は多賀城に居りしか。左近大夫は母を質とし。駿河守は子を質とし。淺井氏に屬せしに。後叛きて六角氏に降れるを以て。淺井氏之を怒り。二人の質を城下に磔にせしに由りてなりとそ。是等の類或は以て史傳の闕を補ふに足りて。其の時事に關涉無き者の如きは。土佐

日記の舟子の歌。枕草紙の挿秧の歌。讃岐典侍の日記中に見えたる搗米の謠。降りては雲萍雜志。及鹿島志の彌勒歌。八丈日記織絹謠。譚圖西遊譚に出たせる伊勢國日永村の盂蘭盆謠。提醒紀談の筑後國の風流歌。或は下總國の潮來の曲。利根川圖志の搗麥歌。或は俚謠攙書漫筆に擧けたる下野國宇都宮驛の若宮詣。及玉手箱の二謠等。其の諸事に散見せる者。指を屈するに遑あらされは。今皆これを舍きて。其未世に傳播せさる者を採り。附するに當時の事を以てせんとす。陸前國仙臺地方に。「さんさしくれ」の曲ありて。衆庶の宴會ある毎に。座客一齊に拍手してこれを唱ふ。此の謠は仙臺の藩祖伊達中納言政宗。天正年間父の仇二本松氏を討たんとして兵を安積郡人取橋に出たす。二本松氏乃援を隣國に請ふ。佐竹。岩城。相馬。蘆名諸氏來會して軍威熾なり。政宗其の族藤五郎成實と寡兵を以て是を破り。大に克つ。既に歸りて此曲を製り。以て將士を宴せし所なりと云へり。「さんさしくれか萱野の雨かおともせてきてぬれかゝる」と云へる謠即是なり。其の後國人これに倣ひて製れる者漸多し。「此の屋座敷はめでたい座敷。鶴と龜とは舞遊ふ」。又「武藏鐙に紫手綱。のせて遣りたや何處までも」。又「雉子のめん鳥小松の陰て。つまをよふやら千代々々と」と云へる類一にして足らす。又舊藩主の舟を海上に泛ふるに當りて。舟子必拔錨の謠を唱ふ。其の詞は散樂中の狂言の戲に稱して語りと云ふ者に異ならされは。想ふに當に足利氏の世に行はれし所謂幸若の曲なるへし。「初春のよきひおとしのきせなかは皆小櫻となりぬへし。さて又夏は卯花の垣根の水のあらひかは。秋になりてのその色は。いつも軍にかちいろの。紅葉にまかふ錦かは。冬は雲氣の空はれて。背の星のきくの座もはなやかにこそ。絨毛の思ふ敵を打糸や。我か名を高く揚卷の。弓矢は嚢に納まりて。太刀は緒おは出さしと。富貴御世とそなりにける」と云へる是なり。其の句に寓するに。戎器を以てせるも亦巧麗なりと謂ふへし。此等の謠は俚なりと雖。猶上國の詞に近き。中國花卷驛の槍躍の歌の如きに至りては。知らさる者必當に其の何言するを解すること能はさるへし。槍躍は或は呼びて奴躍とも云ふ。刜潤くして鬚低き者。腰に長刀を横たへ。槍を舞はして舞蹈するを以て名つけたる所なり。其の詞に曰く。「ぢーごーぶのてぺつから。星のおやぢがづばぬけて。火事のたまごを。ぐはぢやりぶんぐはした」と唱ふ。「ぢーごーぶ」は地獄の義にして山を謂ふなり。「てへつ」は天邊にして山頂を言ふ。「星のおやぢ」は星の爺を言ふ。月の隱語なり。「づばぬけ」は高く拔け出つるを言ふ。「火事のたまご」は提燈の隱語にして。「ぐはぢやりふんぐはした」とは。劃然として踏破するを言ふなり。全章の意は月山上に出つるを以て。提け來れる燈を踏破せりと言ふに過きす。其の艱澁解すへからさることかくの如し。或は以て僻地の言語を徵するに足らん。傳へて言ふ。舊藩主南部氏の祖大膳大夫利直。其の族北尾張守信愛をして。此の花卷城に居り以て伊達氏に備へしむ。此の城當時鳥谷崎と稱して。信愛薙髮して松齋と號す。年既に七十餘眼漸視ること能はすして。足も亦歩するに難く。侍婢に松子浦子の二人ありて其の起臥を助くるのみ。此の城初は稗貫氏これに主たり。稗貫氏實は和賀家より來り。其の家を嗣きて。二氏共に欵を豐臣氏に納れさるを以て國除かれたり。和賀氏の城は和賀郡岩崎城にあり。鳥谷崎と相距ること僅に數里のみ。慶長五年九月。關ヶ原の役起るに會して。伊達氏陰に二氏の遺臣を嗾し。急に兵を起して松齋を襲はしむ。城中在る所の兵僅に十八人。松齋乃ち二婢と出てゝ之を防き。遂に勝つことを得たり。是に於て衆と北くるを追ひて境上に至り。其の還るに及ひて抃喜自已むこと能はす。此の謠を以て凱歌に充てたりと云へり。惜むらくは賴襄其の人の如き者を得て。これを詩に入れ天下に傳誦せしめさることを。抑陸中國には此の外にも猶「御祝」。及「さんさ躍」。大黑舞。餅剌舞等の謠ありと雖。其の言鄙俚にして。當時の事に補あるに非されは。敢て復此に贅せす」とあり。尙俚歌童謠のこと。これかれおほかれど。さのみはとてやみつ。時のうたひものは。前にもいふごとく。時世の隆替をトするに足るものなれは。德川八代の將軍吉宗公は。俚歌の類をおほく纂めて。參考に供へしとか聞きぬ。

ワラムジ　草鞋は。履中の尤も粗造なるものなれども。旅行遠足には必要の具なり。和漢三才圖會云。按有二線鞋。綿鞋。絲鞋一皆古者官家所レ用也。草鞋履中野卑者。行人及奴僕常著レ之。貞丈雜記に。わらんづもあしなか同前禮なき也。酌並紀に見えたり。わらんづはわらぐつ也。又わらうづ共云。わらじといふはあやまり也。わらんづと云へし」とあり。近古兵家者流のことに。軍用の草鞋は。椶櫚或は茗荷の莖の陰ぼしにしたるにて製するを佳とす。などいへども。實用には藁にしたることなし。これらの事。今も人々用ひて知る所なり。猶ザウリを參看すべし。

ワリゴ　破子とは。行厨をいへり。和漢三才圖會云。樏子。今云破子。其形或圓或方。而中有レ隔。盛二飯及諸肴一者也。凡以レ食送レ人曰レ餉。餉同。其和名加禮比計即餉器也。行厨(今云辨當)。即樏子之屬。飯羹酒肴椀盤等。兼備以爲二郊外饗應一。配二當人數一能辨二其事一。故名二辨當一乎。按又提爐今之茶辨當也。入二茶爐於樻一。行厨與レ此今二レ僕擔一レ之。行旅重器也。今製數多。」又貞丈雜記に。破子さゝえと云ふは。

【わり子】は白木にて折の如くに作り。かぶせぶたにしたる辨當箱也。形は丸くも四角三角にも扇形にも様々風流にする也。かぶせぶたにてふたも身も同し深さなる故。兩方同し如くなるを以てわり子と名付く。うるしなどにてぬらず。白木にて作り。一度切りにかけ流しにする也。【さゝえ】と云は竹の筒に酒を入て持たせ行を云。青竹を切てふしを兩方に置て。上のふしにあなをあけて酒を入る也。竹は從の葉の枝なる故さゝえと云。」嬉遊笑覽云。犬子係(三)。「へんとうなりと人やみるらん。小からとを花見の庭へ荷なはせて。慶友。」老人雜話に。信長の時分は。辨當といふ物なし。安土に出來て辨當といふ物あり。小芋ほどの內に諸道具おさまるといふ。僞ならんとて信するもの無りしと也。今世に信玄辨當といふ物あり。もと甲州より出たるか。雜話の説によれば信玄の作りし物にはあらず。醒睡笑(二)。うつとりと云ふ條。利根をよそにあづけぬる亭主。なましひに。こ便當にてつかふものあまたあれど。うつとりにて朝起などする者なし云々。是は召使の者亭主かこ便當なるをあなどる也。うつけたる者のくせに。小利口なるを好むなるべし。器物によりて此詞ありと見ゆ。さて辨當は音轉りて。あらぬ文字に書たるなり云々。三十二番職人盡歌合。瓢僧が歌の判云。紙きぬ肩にかけ。面桶腰につけ云々。奇異雜談。古堂の天井に。女をはた物にかけたる事の條に。非を尋れ。めんつうに汲て云々(これは法師の僧か携る器なり)。因果物語。中風氣なる乞食めんつうに。古きつゝれをしきて。赤犬の手白なるを入て持來る云々見えたり。乞兒やうの者のもとあつかひしか始めにや。きのふはけふの物語(下)。秀忠公より禁中様御作事の時。國々のにんぶども。ついぢまはりのうゑ木の枝にめんつをひしとかけておきたるを。柳原殿御らんじて「見渡せは柳さくらにこきかけて。都は春のこじきなりけり。」黑川氏が銅鐵にて造るものもありといへるは。面桶にはあらず。輕くせんこそ此器の用なれ。こゝは罨水のをを專らいひたるにて。それには銅鐵も磁器も有をいふ也。文のわろきなり。○古へは長持に食物を入てもたする事多し。安齋云。新儀式。奉賀天皇御算篇云。庭中東西相分立。長物酒食云々。貞丈按るに。物は長持なるべし。物字音によめは湯桶よみなれど。古書其例多し。足あるを唐櫃といひ。長きを長唐櫃といふ。足なきは長持也。常の長持に對して唐とはいふなるべし。されば長持古よりあるべし。長持本名は長櫃なるべし。東鑑に巾持あり。不長不短の櫃なるべしと云り。空穗物語(さかの院)。なかひつともにいひ入させ。酒そに入てもたせてまうでゝ。山伏ともめしゝゝあつめていひさけくはせ云々。一遍上人の畫卷物に長櫃に飯入たる圖あり。近き頃迄も長持にて食物もて行しとなり。そは人の數多ければ也。さなくば破子にても足ぬべし。長持とあるは。榮花物語(若ばへ)。長持から櫃のふたに。いとおどろくしう疊み入て云々。平治物語。賴朝卿平家を亡し。初て上洛して清恒が老翁に引出物の處。長持二合とあり。太平記泰武文怨靈の條。先一番に退紅きたる仕丁が長持舁て通ると見えて打失ぬとあり。長櫃を長持ともいひしなるべし。唐櫃は長持に對していへる名には有へからず。こはもと漢の櫃のこゝに渡りたるを呼る名なり。それに習ひて作れるにはみなしかいひたるなり。佛經など入たるは今も古き寺にはあり。辨當箱は古のわりこ也。うつぼ物語(さかの院中)。源中納言殿よりひわりこ。たゝのわりことしきなど。いとおほく有。御前ともにまいる人々にたふ。又他物を入しをもあり。榮花物語(沓花)。齋信大納言人々に物贈る處。女房の中には大なるひわりこをして。白いものたき物などをぞ入て出し給へりける。又源氏物語(宿木)産養の處。女房のおまへには。ついかされをばさるものにて。ひわりこ三十さまくゝし盡したるをとも有。ひわりこは檜にて作れる也。ただのとは他の木にて作るなるへし。檜破子のみわきていふは品よき故なり。さるを古事談(三)南京永超會都條。晝夜破子と書たるは。假字書なから。中食の義にとれるなるへし。和名抄行旅具に。樏子。蔣魴切韻云。樏(力委反。漢語抄云。樏子。加禮比計。今按。俗所謂破子是。破子讀二和利古一)。樏子中有障之器也とあり。障字古本には隔字を書り。餉をいれて持行器なり。中にさゝへとて。へだてをしたるによりて破子といふ。後には破子さゝへとて。さゝへは酒を入る器とし。小竹筒また篠枝と書るは誤なり。後京極殿寄破子戀の歌。「われをいとふ妹か心やこまくゝと。へたてかちなるわりこならまし」といへるにても思ふへし。古畫にかけるをみるに。白木の折ひつのやうなる物に。同板の身より大きなる蓋あり。いと麁相に見ゆるは一度用ろばかりの物か。その旁に青竹の筒あるは酒を入なるへし。是を誤りて篠枝などはいふ也。今さゝ折といふ物あり。是はさゝへ折にはあるべからず。さゝやかの義歟。俳諧三疋猿にさゝ折しける折の饅頭といふ句あり。篠葉をしける物ゆゑ篠折か。神祭などの人數多き辨當には。此さゝ折を用る事古への破子用ひたるも同じ趣なり。又こゝに引るうつほ物語にとしきと有は頓食なり。源氏物語(桐壺)源氏元服の處。とんしきろくのからひつとも。ところせき迄云々。孟津抄に屯食つゝみいひ共いふ。下らうに賜ふ强飯鳥の子なり。或人是を握りかためて卵の形にしたるなりといへるは憶說なり。握り飯といふことはよし。今も公家にては握り飯をどんじき

と云と也。島の子は鷄卵にて其形をいふにあらず。古事談に惟成秀才雜色たる時。花逍遙に一條一種物しけり。惟成飯に宛りて長櫃に飯二合。外居に鷄子一折(脫字あるか)。櫃擣鹽一杯これを納て出すとみえたり。卵を飯に添るは是なり。考槃餘事。提盒。足三以供二六賓之需一といへるは。六人前の辨當のさげ重なり。【茶辨當】尺素往來に。六納の樏櫳。下學集。食籠樏櫳。また提爐といふ物あり。これは茶辨當なり。さげ重といふ物。他に持行ものにて。これも辨當とおなしくて品よき方にや。今は坊間などには廢れたる物なれど。五人つめ七人つめの辨當箱ありて。古道具屋に出て買ふ者もなければ。組入たる膳椀重箱一品つゝ分ちて賣。よき蒔繪したるなど往々あり。これらみな提重なり。似せ物語天王寺に能ある條。人々さげ食籠もてきたり。もてきあつめたるくひもの千ゝばかりあり。そこばくのさげ重箱を。木の枝につけて堂の前にたてたれば。山も更に堂の前にひかり出たるやうになむ見えける」とあり。近來行厨の製。種々輕便のもの出て來て。人皆知る所なり。

井之部

井　井は。水を汲む所なり。神代に。天之眞名井あり。本居氏曰。書紀一書に。天渟名井ともあるを。合せて思ふに。眞渟名井を約めたる名にて。眞は美稱。渟は凡て水の湛たる所を云。名は借字にて。之の義なり。されは此はたゞ井を美て云る稱にて。一の井の名には非ず。故書紀に堀二天眞名井三處一とも有ぞかし。又此井は即ち安河瀨の中にて。井と云へき所を指て云るにて。別に尋常云井ありしにはあらず。凡て古は泉にまれ。川にまれ。用る水を汲所を井と云り。また豐玉姫の從婢。持二玉器一將レ酌レ水之時。於レ井有レ光といふことあり。これも本居氏の說に。後世には井より水を汲揚るには。必繩など着たる。都留倍を用ふる事なれども。上代の井は淺き泉なども多かりしかば。盛る器を以て。直に汲揚もしつとおぼしければ。此も盛る器もて汲にてもあるべしといへることく。用料の水を汲む所を。すべて。さして井といひしものなるべし。」和訓栞云。井は。集るの義。水のあつまるをいふと。萬葉集抄に見えたり。」井戸は。堰門の義なるべし。歲時記栞草云。【井戸替。さらし井】漢書禮義志。夏至井を浚へ。水を改め。冬至に燧を鑽て。火を改れば。瘟疫を去べし。さらし井は。六月井を浚るを云。夫木「松が根にけささらし井を手にうけて。おもはぬ外の秋をしるかな。定家」。ゐせきといふは。和訓栞云。ゐせき。和名抄に。堰塘をよめり云々。新撰字鏡に。堰をゐせくとよめり。杭を打て。水をせくよりいへり。常に井堰とも書り。さて井には。堀ぬき並に水道あり(水道は本條に詳にす)。又天明八中の記に。【堀貫井】の事。昔は更になし。中古より(其始不詳)始まりたれど。武家にはこれなし。其價凡金三四百兩を費しける故。市中には大商家ならでは堀らさりしが。天明の頃にや。大阪より井戸堀工來り。簡易の法を以て速に堀り。價も又下直なり。近頃は江戸中堀拔井多くなり。町毎に大かたこれあり(元祿の江戸鹿子に。桶町に讓の井といへる有。かくれなき冷水なり。日本橋より始め。新橋のあたり迄。夏月の炎暑のをりは。此井を汲で。茶碗一ッを青銅一錢に替て。商賈する者多し。中頃富家の主。堀拔の井を穿て。清水の人に賣り。是れを以て子孫にゆづる故に。世の人稱して。讓の井といふと記せり。これらにても堀井のすくなかりし事を知るべし。又元祿の頃。吉原に井なし。砂利場田圃あたりより汲たりしを。紀伊國屋文左衞門。揚屋町尾張屋清十郎方にて。始て堀ぬき井をほらせしか。其の價數百金を費せるを。時の人美談とせり。此水清冷なりしを呼井戸にして。中の町の末に【呼井戸】を堀ける。樋の留りなる故。水道尻とはいへり云々)。【堀拔の法】は明治前は重き鐵の棒を自在鈎の如き者にて高き處へ吊り揚ては之を落し。棒の先にて土を穿つ仕掛なりき。明治二十年頃には上總堀と云へる仕法流行し始めたり。是は木の竿の先に螺旋の如き物ありて。其の竿を回らすと同時に。土を搔きて。地上にすくひ揚ぐる仕掛なり。明治十一年五月。警視廳は達乙第十八號を以て。井戸の取締を令して云く。井側の破壞して汚水の滲透するものを修繕し。流しは板又は堊土等を以て精密に塞かしめ。必下水を設け。已むを得さるものは汚水溜となすを得るも。井より二間以上距るべし。而も必ず板又は堊土を以て密に塞ぐへし。三間以內に厠を作るへからす。井戸にて襁褓虎子等汚穢物を洗ふへからす。每年一度づゝ之を浚ふべし。と定めたり。

井　藺。水草なり。和名鈔云。玉篇云。藺(音吝。爲。辨色立成云。鷺尻刺)。似レ莞而細堅。宜レ爲レ席者也。案るに鷺尻刺は。さぎのしりさし也。和訓栞云。藺は席にする物なれば。居の義なるべし。燈心草也。七島と稱するは。豫州の七島より出るをいふ也。三溪按するに。藺の叢り生えたる處。猪の毛に似たれば。猪草と云ふにはあらざるか。莞はふとゐとて其の心を燈心に製するものなり。」右培養法は。農業全書等に見えたれど。今は省きつ。また古へは藺田とて別に置かる。田制篇云。藺田。藺を種うる爲に掃部寮に充て置く田なり。民部式上。凡掃部寮殖レ藺田一町。量レ置

山城國便近之處一。其營料者以ニ當國正税三百束ニ每年充之。刈收者卽用ニ本司仕丁一。主税式上。凡營ニ掃部寮蔺田一町一料稻三百束。每年以ニ山城國正税一充ニ彼寮一。掃部式。殖レ蔺田(在ニ山城國一)。耕殖四十一人(以ニ當國正税一雇充)。刈得蔺三百八十圍(寮家仕丁刈運)。蔺沼一百九十町(在ニ河内國茨田郡一)刈得蔣。一千圍。菅二百圍(並刈運夫以ニ當國正税一雇役)。蔣五百圍(攝津國徭夫刈運)。織席一枚(長九尺廣五尺)料。擇蔺一圍苧十五兩云々」なと見えたり。タヽミ參看すべし。

井カイ　位階の起りは。推古天皇十一年十二月戊辰朔壬申。始行ニ冠位一。大德。小德。大仁。小仁。大禮。小禮。大信。小信。大義。小義。大智。小智。並十二階。幷以ニ當色絁一縫レ之。頂撮總如レ囊而着レ緣焉。唯元日著ニ髻華一(日本紀)とある是れなり。此時代のは。【冠位】の階級を分ちて。諸臣。家々の品秩を定めたるにて。後世のごとく。時々昇進するの位にはあらず。石原氏曰。冠位といふは。羣臣是までは髻にて。威儀なき事をあかずおぼして。此時より冠をきるへき制となれる也。如レ囊とあるは。うちふくらかにひろかりけむ。そはみづらをきこむべき料也。本島にはあらず。此時。羣臣。諸氏を十二等にわかちて云々の氏は大德。云々の氏は小德。云々は大仁。云々は小仁なと。定めて其冠を給ひし事也。此冠はおほやけより給りて。尊卑の驗とす。冠すなはちくらゐなる故。冠位といふ也。尊卑は家につきたる尊卑にて。身を終るまで。同階也。次第轉昇の位にあらず(官位通考)と此說のごとし。著ニ髻華一とは。集解に。古以ニ花木枝一挿レ頭。此謂ニ于孺一。見ニ景行天皇十七年紀一。此制以レ華挿レ髻也。十九年制。大小德以レ金。大小仁用ニ豹尾一。大禮以下用ニ鳥尾一。孝德天皇三年。又用ニ金。銀。銅一。北史傳。所レ謂制レ冠以ニ錦綵一爲レ之。以ニ金銀鏤華一爲レ飾是也。大嘗挿ニ鏤花綵花一。蓋此遺也といへり。そのゝち孝德天皇の御時に改革あり。大化三年制ニ七色一十三階之冠一。一日。織冠有ニ大小二階一。以レ織爲レ之。以レ繡裁ニ冠之緣一。服色幷用ニ深紫一。二日。繡冠有ニ大小二階一。以レ繡爲レ之。其冠之緣。服色同ニ織冠一。三日。紫冠有ニ大小二階一以レ紫爲レ之。以レ織裁ニ冠之緣一。服色用ニ淺紫一。四日。錦冠有ニ大小二階一。其大錦冠以ニ大伯仙錦一爲レ之。以レ織裁ニ冠之緣一。其小錦冠以ニ小伯仙錦一爲レ之。以ニ大伯仙錦一。裁ニ冠之緣一。服色幷用ニ眞緋一。五日。青冠以ニ青絹一爲レ之。有ニ大小二階一。其大青冠以ニ大伯仙錦一。裁ニ冠之緣一。服色幷用レ紺。六日。黑冠以ニ黑絹一爲レ之。有ニ大小二階一。其大黑冠以ニ車形錦一。其小黑冠以ニ菱形錦一。裁ニ冠之緣一。服色並用レ緣。七日。建武(初位又名ニ立身一)以ニ黑絹一爲レ之。以レ紺裁ニ冠之緣一。別有ニ鐙冠一。以ニ黑絹一爲レ之。其冠之背張ニ漆羅一。以ニ緣與一レ鈿。異ニ其高下一。形似レ蟬。小錦冠以上之鈿。雜ニ金銀一爲レ之。大小青冠之鈿。以レ銀爲レ之。大小黑冠之鈿。以レ銅爲レ之。建武之冠無レ鈿也。此冠者。大會(大會は即位元日の禮)饗客。四月七月。齋時所レ著焉(日本紀)。石原氏曰。十三階と定られたるは。推古の御時の十二階によりて。建武一階を増れたる也。初位。又名立身とある子注も。新加の階なる故。ことさらに注したる也云云。此時よりは。後々のごとく。次第轉昇する冠位なり。さる故に。立身の階を置れたる也(立身とは。無位の人。はじめて身をたてゝ。入色する意の名なり)。左右大臣。八省。百官を置れて。よろづから國の郡縣の制度に改られたる御代にて。官位轉昇などもその定なり(官位通考)。織冠の事。日本紀集解に。織。卽錦綺之屬。則疑與ニ錦冠一不レ異。蓋錦冠。則大小博山之文。有ニ定制一不ニ相混一也。而織之文不レ知。織爲ニ何文一。蓋用ニ金釆一。故無ニ所レ定之文一といへり。大伯仙錦とは。同書に。初學記を引て曰。錦有ニ大登高。小登高。大明光。小明光。大博山。小博山一。卓氏藻林曰。博山。爐烟象ニ海中博山一。故名。また同五年。冠制を改められる。二月制ニ冠十九階一。一日。大織。二日。小織。三日。大繡。四日。小繡。五日。大紫。六日。小紫。七日。大華上。八日。大華下。九日。小華上。十日。小華下。十一日。大山上。十二日。大山下。十三日。小山上。十四日。小山下。十五日。大乙上。十六日。大乙下。十七日。小乙上。十八日。小乙下。十九日。立身。」石原氏曰。四位(錦冠。此度に華冠といふ)以下一色二階なりしを。四階にせられたり。さるは下さまの階級多かられば。轉昇に便よからぬ故也(下のほどは。恪勤にしたがひて。又も一階。又も二階。給はれば。人々奉公にすゝむもの也。公卿となりて。しばしば加階せんは。中々輕忽にみゆべし。されば。上臈の階は。少しく。下臈の階は。多きか。轉昇には。便あり)。その後。天智天皇の御時に。改正あり。三年春二月己卯朔丁亥。天皇命ニ大皇弟一。宣ニ増ニ換冠位階名一云々。其冠有ニ二十六階一。大織。小織(據集解本)。大縫。小縫。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是爲ニ二十六階一。改ニ前華一曰レ錦。從レ錦至レ乙。加ニ六階一。又加ニ換前初位一階一。爲ニ大建。小建二階一。以レ此爲レ異。餘並依レ前。」大縫の縫。石原氏は。繡を縫と改られし事に見たり。集解は。訓に依りて誤れるよしにて。本文を繡の字に改めたれど。暫らく原文のまゝに從ふべし。石原氏曰。十九階にても。なほ便あしかりし故。下臈の階級を増れし也云々。次に同帝十年の紀に。正月甲辰。東宮大皇弟。施ニ行冠位。法度之事一。大ニ赦天下ニ(法度冠位之名。具載ニ於新律令ニ)と見えたり。新令とは。所謂近江令也。近江令

は。はやう世に亡て。今つたはらされば。いかゞ定られけむ。しりがたけれど。日本紀のうへを考わたすに。諸臣の位は。三年に定られたる。二十六階のまゝにて。親王。諸王位を置れたるなり云々。次に天武紀に。十四年。春正月丁卯。更改二爵位之號一。仍增二加階級一。明位二階。淨位四階。毎レ階有二大廣一。幷十二階。以前諸王已上之位。正位四階。直位四階。勤位四階。務位四階。追位四階。進位四階。毎レ階有二大廣一。幷四十八階以上諸臣之位。とあり。これまでは。冠位のすゝむことに。公よりその色の冠を給りてそれを驗としたりしを。此度よりはその事を停止せられて。位記を給はりて驗として。冠はみな漆紗冠なり（十一年の紀に。男女始結レ髮。仍着二漆紗冠一とありて。如レ舊冠を止られたり。冠を驗とせす。位記を用られんとの結構なり。漆紗は。十三年の紀の圭冠と同じ物なるへし。そのさまは髮を本島にして。巾子をいれて。漆すりたる紗にて。つゝみて。端を後へ垂たるものなるべし。これ令にいはゆる。頭巾なり。和名抄に。巾子。幞頭。具所二以插一レ髻者也とある。幞頭もおなじ物。今の冠は木うつり也。今の冠は。本島に巾子をいれて。漆羅にてつゝみて。端を後へたれたる形を造かためたる。後世の制作也）。尊卑の差別なく通用したり。其徵はこれまでの沿革の度々の文。制二一十三階之冠一。其冠有二二十六一などやうに冠にかけるを。こゝは爵位之號明位正位といひ。諸王以上之位。諸臣之位などいひて。冠といふもじ。一つもなく。次々の文にも。爵位。直位。勤位。有位者。無位者。初位以上。賜二位及祿一。進二位一階一。降二位二階一。贈二直大參位一。加二勤大壹位一などのみありて。冠とは。をさ／＼いはず。持統三年の紀に。九月庚辰朔己丑。遣二直廣參石上朝臣麻呂。直廣肆石川朝臣虫名等於筑紫一。給二送位記一。五年の紀に。二月壬寅。是日授二宮人位記一とあるは明文なり。たゞし冠位と熟したる文字。三所ばかりもみえたるうへに。おなし帝七年の紀に。冬十月丁巳朔戊午。詔。自二今年一。始二於親王一下至二進位一。觀二所レ儲兵一。淨冠至二直冠一。人甲一領。太刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。鞍馬。勤冠至二進冠一人。太刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。如レ此豫備とあり。又下に引る。續日本紀の文などをあはせて。なを冠給しにやとおもふ人もあるべければ。かの給二送位記一。授二位記一などある明證に確執して。此疑をとかんとす。さるは推古天皇の御時より。年久しく冠給はる制度にて。くらゐの事を冠といひなれて（世々の宣命に。冠位上給ひとあるも。中古のかな文に。叙爵する事を。かうふり給るといへるも。なを此詞の遺れるなり）。此時も打とけ事には。淨のかうふり。直のかうふりといひたりけんを。そのまゝに書る物ありて。それを史料として。かゝれたる文也と。ことはるべし。いかさまにも。位記を給し物とぞみゆる。此階級次序。正大一。正廣一。正大二。正廣二。正大三。正廣三。正大四。正廣四と續きて。二と三との間。三十階の正從の如き差別あり。持統天皇五年の紀に。十二月乙巳。詔曰。賜二右大臣宅地四町一。直廣貳以上二町。直大參以下一町とあるなど。その據なり。さて又此四十八階を。今の三十階に引あてゝみるに。正位の八級。一位。二位。三位の六級にあたれり。直位は四位。五位に。共に八級也。勤位。務位。追位。進位は。六位以下初位以上に。共に四色にて一色四級と八級との差別なりあたれり。しかいふ據は。下に引る續日本紀の文的證なれと。かれは誤なとも立ましりて。あかぬ心地すれは。例の【服色】にてことはるへし。同年七月の紀に。定二明位已下進位已上之朝服色一。淨位已上。並着二朱華一。（注に朱華此云二波泥孺一とあり。服色に朱紫なといふ朱は。紅花染の事なれは。此波泥孺といふも。紅花にて。火色といふものなるべし。なを紫にてあらましを。此時の制ことなる事おほくみゆ。正位深紫。三位以上なり。此時の公卿の階を。但一色とせられたる故。服色もみな同し色なり。直位淺紫（四位五位なり。此時は朝服の色に。緋を用ひられさる故。大夫の階も淺紫なり）。勤位深緑（六位）。務位淺緑（七位。みなよくあたれり）。追位深蒲萄。進位淺蒲萄（八位。初位令には。淺深の縹なり。さてこの蒲萄は。令にみえたる蒲萄とは異なるか。同しきか不審。令には紫之最淺者とありて。五位以上にあらてはきぬ色目なり。緑より輕かるべき非）とみえたるも。其節々はあたれりと。此度の服色は不思議なる制なれば。よくもかなわぬ故猶不審あるべし。持統天皇四年四月の紀。庚申詔曰。云々。其朝服者。正八級赤紫（一位。二位。三位。令には一位は。黑紫なるを。この制は二。三位と同しく。赤紫なるは。いささか異なり。黑紫は深紫。赤紫は淺紫なり）。直八級緋（四位五位。令にて。四位は深緋。五位は淺緋）。勤八級深緑（六位）。務八級淺緑（七位）。追八級深縹。進八級淺縹（こと／＼く叶たり）とあるをもてしかいふなり。次に文武天皇。大寶元年に施行せられし令に（今の令なり）。親王四階。諸王（五位以上十四階）。諸臣三十階（天武天皇の御時は。さき／＼の制度下﨟の階すくなきによりて。六位以下を三十二階にせられたり。さては又あまりきざみ多くて。いかに加階しても。猶未はるかなる故。此度は減じて十六階とせられたり）と定められて。萬代不易の典となれり。此令は唐令にならはれたる物にしあれば。位階の數。はた。かしこのによられたるなるべけれど。公卿の位六階は。推古の御時よりの蹤。六位以下四色は。天武の御時の例なれば。皇國の故實にもかなひて。いとめでたし。こゝに續日本紀に。大寶元年

三月甲午。始依ニ新令一改制ニ官名位號一。親王明冠四階。諸王淨冠十四階。合十八階。諸臣正冠六階。直冠六階。勤冠四階。務冠四階。追冠四階。進冠四階。合三十階云々。始停レ賜レ冠。換以ニ位記一とあるは。事のさまたかひたり。大寶よりこなたは。正一位。從一位などこそいへ(天武の四十八階の時より。位といふ事既に辨しつ)。正冠。直、冠などいひし事は。萬の書にみえさるを。たゝこゝにのみ。かくあるはいかに(此文の書さまは。正冠。直冠といふ事。表にたちて。一位。二位はうらになれり。又此下の文に。正正三位。正從三位。神龜五年の紀に。明一品などいふ事のみゆる。明正は冠の名也。外位始ニ直冠正五位上階一。終ニ進冠少初位下階一ともある。これらは冠と位とをあはせてよふへきかことし。されと此史にもたゝ此一二こそあれ。異所にはなく。よろづの書に。すへてみえさる事なり)。依ニ新令一とある令には。冠の名一所もみえず。その令は養老に刊修せられたる物なれは。大寶にはありけんを。養老に改削せられしかと。うたかひの生すへき事なれと。官位令。職員令は。大寶のまゝにて。其證たゝ一二のみならす。又某冠といふは。さる冠を給うて着たる故なるに。此時のは此下文に。やがて皆漆冠。上にもいへるごとく。漆羅冠にて。今の冠の。みなもとなり。とありて。冠の色はなし。色なくは何の料にか某冠といはむ。こは撰史の博士たち。天武の御時よりは。正位眞位一位二位といふ稱にて。冠とはいはさるをおもひたかへて。位の事を冠といひならへる故の誤なる事。上にいへるかことし。大寶にさへ此稱ありと心えたる誤にそあるへき。令も史も正典なるなかに。令は大寶の當時の物。史は後世より溯りてかけるものなれば。令によりて史を弃るより外なし。此一條を弃れば。日本紀よりつぎ／＼萬の書に疑ひはなきを。あながちに。これを扶けむとすれば。不審千萬なれば。姑謬誤と定むべし。云々(冠位通考)。案るに。此説最詳悉せり。いかにも續紀の文面うたがはしき事也。續紀考證にも。停レ賜レ冠給ニ位記一。自ニ天武持統朝一。而然非レ昉ニ于此一といへり。

【位記】貞丈雜記に云。位記と云は。官位の證文の樣成物也。任官の前に。大臣を初め。其かゝりの役人列坐して。評議する事有。其一座に寄合たる。攝政關白。左右大臣。大中納言。辨などゝ云役人の名を書き。例をすへて。此人は此功勞によりて。此官に被仰付と云事を書たるを。位記と云。此卷物には。天子の御朱印有。さて大寶令に見ゆる【位階】は。左の如し。親王四。一品二品三品四品。諸王諸臣三十階。正一位從一位。正二位從二位。正三位從三位。正四位上正四位下。從四位上從四位下。正五位上正五位下。從五位上從五位下。正六位上正六位下。從六位上從六位下。正七位上正七位下。從七位上從七位下。正八位上正八位下。從八位上從八位下。大初位上。大初位下。少初位上 少初位下。右の授位に三等の制あり。勅授。奏授。判授といふ。內外五位以上を勅授とし。內八位。外七位以上を奏授とし。內外初位以上を判授とす。令義解に。凡授レ位者。皆限ニ年二十五以上一(謂入色年限起レ自ニ十七)。唯以レ蔭出身皆限ニ年二十一以上一(蔭位の條參看)。此制は。明治維新の御時まで。襲ひ用ひられたるなり。維新の二年七月八日。位階二十を設け。正七位以下を判任官の位とす。外位を置かず。一位より九位に至り。各正從あり。初位に大小あり。四位以下。上下の稱を廢し。及舊制の百官受領を廢す。其素より帶ぶる所の位階は舊に仍り。無官の者も。位階を稱せしむる旨を命ぜらる。同二年七月十一日。勅授四位以上。奏授六位以上。判授七位以下と定めらる。」同三年十一月十九日。舊官人。諸大夫。侍中大夫等の位階を停めらる。同二十日。有位祠官の官省に出仕する者は。其舊位を停めらる。同八年三月二十二日。位階勅奏判區別の儀。司法省より伺ひし處。從四位以上勅授。從九位以上奏授。初位判授と心得べき旨。裁令ありし趣なり。これは一般への布達にあらざれども。前の制とは自ら異なり。」同十七年。五等の爵を制定し。華族諸家に寵賜せらる。明治二十年五月四日。勅令第十號を以て叙位條例を公布せらる。○第一條。凡そ位は華族勅奏任官及國家に勳功ある者。又は表彰すべき効績ある者を叙す。」第二條。凡そ位は正一位より從八位に至る十六階とす。」第三條。凡そ位は從四位以上は勅授とし。宮內大臣之を奉ず。正五位以下は奏授とし。宮內大臣之を宣す。」第四條。凡そ位は懲戒に因り。返上せしむるか。又は刑法に因り。公權を剝奪せらるゝの外。終身之を有するを得。」第五條。凡そ位は從四位以上は爵に准し。禮遇を享く。其准例左の如し。

公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵
從一位	正二位	從二位	正從三位	正從四位

第六條。爵位を併有する者は高きに從て禮遇を享く。

【外位の事】冠位通考云。正五位上より少初位下まで。廿階ありて。內位(內位とは。よのつねの位階の事なるを。外位に分たんとて。かりに內位又は內階といふ例なり。之に叙するを內叙と云ふ)よりは。やゝかろきものなり。李唐の制に。視品官といふよし。類聚國史に見えたり。視はなぞらふといふ義なれば。外五位は。准五位なり。外六位は。准六位なり。外位といふ義は。法令の主意は。外官に給はるべき料の

位なる故。外といふ。外官とは。郡司。軍毅。博士。醫師などをいふ。和銅養老の頃までは。外官の人のみ。外位に叙したるを。天平の頃よりは。内官にも。おほくみゆ。後世には内外官の論はなくて。姓氏の凡卑なるを。外位に叙する事となりたり(以上其要を節す。委き事は本書を見るべし。但し外位の位祿は半減なり)。また貞丈雜記云。内位外位の事(内從五位下。外從五位下)。官職難義云。叙位入内とは。外階より内階に入るを申也。外階とは。五位に外從五位と申て。姓の賤き者は。直に從五位下には叙し侍らで。先外階に叙して。扨從五位下に叙する也。叙位の時入内(ジュダイとよむは別の事也)の勘文とて。外記内階に入べき者を。記して參らするを執筆叙する也。中家の外記は。外階勞申。一年以後記し申侯。淸家外記の外階に成たる翌年より。勘文に載る也。從五位下に斗。外階あるやうに。當時は皆思侍り。上古は五位には何れも侍り。外正五位上。外正五位下なと申て侍し也云々。古今著聞集(卷六管弦之部)。保延元年正月四日。朝覲行幸(中略)狛光則。多忠方。いづれ上﨟たるぞやの由。議定ありければ。左衞門督雅定卿申されけるは。光則。忠方。同日に勸賞かうふりて叙爵す。多は朝臣なるによりて。内位に叙す。狛は下姓によりて。外位に叙す。忠方。上﨟たるべしとぞ申されける(貞丈云。内位。内階とも云。外位。外階とも云。多も。狛も樂人の氏也。多氏は。朝臣の姓にて貴し。狛氏は。宿禰の姓にて賤しき也。されは。多は。内位に叙し。狛は外位に叙したる也)。按るに。伊勢氏は。内外位を專ら尊卑にかけて解釋したれど。其本旨にあらず。前に引る。石原氏の說正しとすべし。【勳位】はクの部にあり。

【德川氏の時叙位の法】德川幕府諸吏尊卑の次第。重職の者は。官位の任叙に例格あり。大老は四位の中少將。老中。京都所司代。側用人は四位の侍從。大坂城代は從四位下。又若年寄。側衆。奏者。寺社奉行。留守居。大目付。小性衆。三番頭の類從五位下に叙する者最も多し。又小納戶頭取。新番頭。旗奉行。槍奉行。浦賀奉行。佐渡奉行の類。叙爵せざる者を。布衣の列と云ふ。規式の時布衣を著するを以てしか稱せり(叙爵の者と雖も嚴儀にあらざれば。位袍を著せず。猶布衣を用ふ。布衣とは無紋の狩衣を稱せり)。布衣以下に。目見以上。以下の區別あり。目見以下に又譜代席。二半場。抱入等の等差あり。故にこれを大別すれば。五位以上。布衣。目見以上。以下の四等なり(官職沿革略史)。

【親王位階】官位訓云。品と。位をひとつ事におぼえて。少とび過て。四位の人を。四品といふ族多し。いかにも品も位も同し事のやうにて。かくべつの事也。品と申すは。親王の御くらゐなり。たとへば。一品。二品。三品。四品也。臣下のくらゐは。位と稱するなり。扨品と。位とのちがいは。品には。正從なし。位には正從あり。四位よりは。又正從に上下ありて。四階つゝ也。かゝる子細をもわきまへずして。位も。品も。ひとつにいふは。無下に淺ましき事ぞかし。また石原氏曰。親王の位階は。一品。二品。三品。四品。次第に差降してきはやかに分るゝ所なし。そもそも親王は。したしき皇親にて。いともいとも。やことなくおはしませば。四品とても一位の王臣よりはともとも尊くて。すぢことに分れたる制度なり。近代令をとく輩。一品を一位に。二品を二位に。三品四品を正從三位にあてゝ。親王は四品といへども。なほ公卿なりと云說あり。此說はいふにもたらねど。しか心得たる人少からねば。しばらく其非をいはむとす。官位令義解に。親王稱レ品。別ニ於諸王一とあり。此の一句にても。一品は。一位にあらず。三四品は。三位にあらざる事しるし。もし一品。一位に。的當せば。何の料に二の名はたてむ。親王をも一位といはゞ。諸王の一位に。混れもやせむとて。わざと名目をかへられたるよし也。諸王にすらまぎれてはあしかめるを。まして一品は。諸臣の一位なりといひて。よからめや云々(冠位通考)。親王位の。諸王。諸臣の。位階と格別なる事。此說の如し。尙本書に就て見るべし。また貞丈雜記に。今時。武家の輩。四位に成たるを。四品と云事。あやまり也。四位と云べき事也。親王の御位をは。一品。二品。三品なとゝ云。無位をは。無品と云。諸王諸臣の(諸王とは。親王の御子孫を云)位をは。一位。二位。三位などゝ云也。官位令義解に云。親王稱レ品者。別ニ於諸臣一也とあり。親王の位を。品と云は。諸王。諸臣の位とわかちある爲也といへり。然共。今武家の四位を。四品と云習したれは。世の風俗に隨ふべし(四季草同じ)といはれたるも。可然のことなり。【官位相當】貞丈雜記云。此官は。此位と定りて。官と。位と。重さのつりあひを云也。重き官は。位も重し。輕き官は。位も輕し。是を相當と云也。たとへば。太政大臣は。正一位。從一位。左大臣。右大臣は正二位。從二位。大納言は。正三位。中納言は。從三位などゝ。官と。位と。相應の定有を云也。官等の數も多く。事長けれは。爰に畧す。委細は大寶の官位令を見るべし。さて明治二年七月。位階二十級に改められし時。官位相當表をも公布せられたり。同四年八月十日。官制を更に釐定し。官等十五を立られ。官位相當のとを廢せらる。然れども以後猶官吏の位階を賜はるは。其の官等に依り。其の陞等するに從ひ。又は年功によりて陞進するの制なり。

【位署】拾芥抄に云く。官位相當者。以レ官書レ上。不ニ相當一。以レ位書レ上。位貴官賤書

行字一。官貴位賤書ニ守字一。官位相當又書ニ行字一。同判ニ署守行兩字一之事。高官上書ニ守字一。下官上書ニ行字一。若有ニ數兼官一者。以ニ相當之官一書レ上。餘官皆雖ニ高官一爲ニ兼官一。若共不ニ相當一書ニ官次第一。相當官賤不相當官貴以ニ相當賤官一可レ書レ上之。（有ニ相當官一。無ニ兼官一。不レ書ニ行守字一。令云凡位有ニ貴賤一官有ニ高下一。階貴則職高。位賤則任下。官位相當各有ニ等級一）。選叙令云。凡任ニ內外文武一云々。而本位有ニ高下一者。若職卑爲レ行。高者爲レ守（謂若以ニ無位人一任ニ長上官一者。亦須レ注レ守歟也）。近代不レ謂ニ相當一。以ニ京官一書レ上。京官之中以ニ文官一爲レ先。以ニ武官一爲レ次。以ニ外國一爲レ下歟。隨レ時可ニ斟酌一也。或云。正五位下入內之時猶從五位下云々。法式無レ所レ見。前蹤可レ尋レ之。又參議從二位藤原有國。本官彈正大弼。爰長保五年兼任ニ勘解由長官一。或云彈正大弼。雖ニ令內官一。是次官也。勘解由長官彈正大弼。或云諸衛將佐兼任ニ外國守權守一之時。不レ論ニ長次官一。分ニ別內外官一。然則不レ辨ニ長次官一。猶依ニ令內外一。可レ注ニ彈正勘解由一者也。是同階此說合レ宜歟云々。中納言。兼左近衛大將。從三位。行春宮大夫。陸奧出羽按察使。藤原朝臣冬嗣（弘仁格）。案レ之。中納言大將共從三位官。皆依ニ官位相當一。文官之下惣注ニ其位一。」左近衛大將。從三位。兼大納言。行民部卿。淸原眞人夏野（貞觀式）。大將雖ニ卑官一。以ニ官位相當一爲レ正。大納言雖ニ高職一。依レ不ニ相當一爲レ兼。」大納言正三位兼行左近衛大將民部卿陸奧出羽按察使藤原朝臣良房（貞觀格）。大將從三位。民部卿正四位下。仍不レ依ニ文官一。次ニ官高卑一也（自叶ニ法令義一。）」從三位守大納言兼左近衛大將行春宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣定國（延喜格）。件署可レ注ニ左近衛大將從三位兼守大納言行春宮大夫一也。別當參議從三位行右衛門督兼中宮大夫伊豫權守藤原朝臣朝成（撿非違使類聚品注）。件署可レ注ニ參議從三位行中宮大夫兼右衛門督一也。而先ニ衛門一後ニ中宮一。已違ニ左文右武之義一。」別當權中納言從三位兼太皇大后宮大夫右衛門督藤原朝臣實資（長德二三廿八宣旨）。件署不レ違ニ本條一。而式云衛府督勅任。餘官奏任也。勅任爲レ先。奏任可レ爲レ次。答云。稱ニ官之高卑一。依ニ位之上下一。可レ列ニ文武一。就ニ勅任奏任之文一。定ニ高官卑官一之由。其義未レ詳。猶須レ刻ニ此體一云々。」

【官位正兼行守事】選叙令云。凡任ニ兩官以上一者一爲レ正。餘皆爲レ兼。同令又云凡任ニ內外文武官一者。而本位有ニ高下一者。若職事卑爲レ行高爲レ守。官位相當之時先書レ官。次書レ位。官高位卑之時。先書レ位注ニ守字一。位高官卑之時。先書レ位注ニ行字一。如ニ參議造寺長官防鴨河使一者宜初書レ之。後書レ位也。今按。關白別當藏人等書ニ諸官位之最初一歟」と拾芥抄にあり。

【口宣等之案】鹽尻に云く。宣旨之寫。

正三位行權中納言姓朝臣名　　從五位下姓名
宣奉　勅件人宜令任
攝津守
年號月日　　大外記兼掃部頭造酒正直講中原朝臣師定奉

口宣之寫

口宣案
上卿　中御門中納言
年號月日　　宣旨
藤原名乘
宜任攝津守
藏人右中辨姓名

右之如く。一通は攝津守と可有。從五位等可有。五位以上何も同。此外位記有之長き故畧之。口宣はうす墨。宣紙は白紙。位記は鳥子やう。卷軸有」（鹽尻）。又有職問答に位記の門を擧げて云。「請奉」の字はうけたまはることにして。「せいほう」と讀ならはし候とあり。又「制附外施行謹言」といふは此制の意。右之通。外に施行すといふことを告る也。「制可」はせいしゆろすといふ心なり。「制書如符到來奉行」は制書の意前同樣にして。符至りて之を行ふといふことなるとあり。又右大臣正二位兼左近衛大將及內大臣正二位右近衛大將朝臣は尸を書て姓を書かず。端し連署には姓は見え候とあり。明治四年十月。自今位記官記を始め。一切公用の文書に。姓尸を除き。苗字實名のみを用ひしむ。【散位のこと】貞丈雜記に。散位と云も。非參議と云も。右の前官の事也（散一位なと云類也）といへり。また有職問答云。一。散一位と申名目候べきの事。二位。三位をは。亡散を付て稱すれども。亡一位と申事なし。必大納言に任する人ならては。一位には不叙之。二位。三位には。參議。或は大納言に不任候。吉田神主。醫陰兩門衆も。拜任候。其衆も專に亡散と申由被仰出候畢。此分候哉。答。散一位とも稱すへきは。理には背候はれとも。いかゞさやうには。見な

井カイ

らはし候はぬやらんと覺候(以下略す)。而して散位の者は位祿半減なり。猶式部省の條散位寮の項參看すべし。

【無官太夫】ムの部にあり。

【成功】中古の弊習に。豪富の人民錢財を納れて。爵位を求めしことあり。延暦十九年二月四日太政官符。禁下斷民蓄二錢貨一以求中爵位上事。右大納言正三位壹志濃王宣奉レ勅。頃年納レ錢例叙二五品一。今聞殷富之民。多貯二錢貨一。藏緡萬計。或至二腐爛一。是以官符信レカ(一本符作レ府信作レ倍)。無レ趨二於鑄作一。京畿乏レ錢。未レ布二於民間一。其百姓納レ錢以求二爵位一。自今以後。嚴加二禁止一。更莫レ令レ然(類聚三代格)。憲法志料の案に今本類聚國史以二此事一。載二十六年七月條一者誤也。紀畧載在二十九年二月壬申一。可二以證一。壬申卽四日也。といへり。また官三品が請レ停レ賣レ官の文。本朝文粹に見えたり(セイカウを見よ)。【流外官】と云は相當の位なき官を云也。たとへば内舍人。官掌。是等の類相當の位無し(貞丈雜記)。

【借位。假位】官制沿革略史に云く。天平寶字六年十一月。正六位上借緋多治比眞人小耳を以て。送高麗人使となすと見えたるは。一時五位を借したるものにて。借位の始なり。又天長八年二月。天皇水成野に遊獵ありし時。前從六位下伴刈田繼立。外正七位下他田足主二人に。從五位下を借すと見ゆ。同年七月の格にも。借五位の郡領に位祿を賜ふ由を載せたるは。既に定制となれるものなるべし。爾後借位の事。續日本後紀。文德實錄。三代實錄等に見えたるが。多くは遣唐使及び郡領等なり。借文假に作る。承和八年八月。相摸國高座郡大領。外從六位下壬生里成貧民に代りて調庸を塡進し。飢民に稻を給し。又戸口增益するを以て外從五位下を假し。其身を褒すとあり。

【神位の事】天武天皇紀壬申歲七月の處に。高市社牟狹社村屋社の神たち(高市社は。事代主神に坐し。牟狹社は。生靈神に坐せり。村屋社いまだ考得ず)。天皇の御軍を。護に助奉り給へる事有しかば。軍訖て後に。勅登二進三神之品一。以祠焉とあり。此れは唯。その社々の班列を上給へる事と聞ゆれど。是れぞ後に位階を奉り給ふ事の起原とや云ふべき(後の位階の事には非ざる故に。たゞ品とのみありて。二とも。三とも記されず)。斯て。正に位階を奉られし事は。孝謙天皇紀に。天平勝寶元年十二月の處に。八幡大神に。一品。比咩神に。二品を奉られたる。是始なり。然して。二年正月の處に。奉レ充二一品八幡大神。封八百戸。位田八十町。二品。比賣神。封六百戸。位田六十町一とあり(祿令に。凡食封者。一品。八百戸。二品。六百戸と見え。田令に。一品。八十町。二品。六十町とある。制の數に合へり。是より以前。御紀に。崇神天皇七年。定二天社國社。及神地神戸一と見え。また顯宗天皇三年。高皇産靈神に。神田を獻られたる事も有れと。品位のことにはあつからず。其はいまだ。品位などの御定はなき御世なればなり)。石原正明が言に。此時は。神封。神田を寄らるべき爲に。品位を奉られたるにて。本より格式を立られたるにも非ず。尊卑の階級とまでは。所思さりけむ(其は。此時代は。僞に。位階を物する事を。多くせられて。外位を内官に叙し。勳位を勳功なき人に賜ひつ。上正六位上を叙し。僧侶に。二色九階を置れたるも。皆此頃なり。然れば。其うつりにて。かゝる事も有しなり)と云り。然も有べし。是より後は。稱德天皇紀に。天平神護二年四月の處に。甲辰伊豫國。伊曾乃神。大山積神。並授二從四位下一。充二神戸各五烟一。伊豫神。野間神。並授二從五位下。神戸各二烟とあるより。次々に此政行はれたり(正明說に。かの八幡大神に。一品。比賣神に。二品を奉られし以來は。承和以前に。をさ〳〵此事無りしと云るは。甚麁也。上に引たる。伊豫國の神等に奉られしを始にて。其間に。數へも盡されず多かるを。さて神階は。四品以下四階あり。そは文德天皇紀に。天安元年六月壬申。在二備中國一。四品吉備津彥神。授二三品一とあるにて。知るべし。さて五位以上十四階。正六位上一階。すべて十五位なるが。此は令外の御制なり。正明も既にいへり)。是よりのち。承和。嘉祥。貞觀。元慶の頃は。神位のさた數知らずと見えたり。然れども。多くは神封位田を充られず。たゞ其社々につきての。尊卑を定め給へる位階と見ゆ(故本より尊き神に。位階の卑きあり。本より卑き神に。位階の高きも多かり。また一神の社。諸所に數あるを。其中の一社に。位階を授け給へるは。その一社に限れることにて。其餘に關るをなし。其故に。同神。同社といへども。階級の高下ある事を想ふべし。さて或說に。神に。位階を授け奉るは。位田を寄らるゝ料なりと云れと。正明か云る如く。此は神位といふ事の。似つかはしからぬ故に。さる事にやと。推量に云るなり。そは凡て。王臣に賜ふ。食封位田は。其人のなき後には。公に收らるれば。限あるを。神位は永(トコシヘ)なれば。一日に。數百社。叙位せられたる事も多く。さばかり度々の加階ごとに。食封位田を寄られば。天下の戸田は。半に過て。社に附はて給はむかし)。然れは。別に。位階の稱を立らるべきに。王臣を叙する位號を。其儘に用られたるは。混はしけれど。此は正明か說に。神は神とちの尊卑にて。人臣の階とは別なりと心得へし(内記式に。神位記式。勅無位某神。今奉レ授二某位一とあり。奉字を加たるばかりにても。王臣の位と。異なることを知るべし。今云ふ。伊勢の大宮を始め

井カイ

奉り。紀國日前國懸大神などに。位階を授け奉らるゝ事なし。至て尊く坐す故也)。親王の四品は。諸臣の一位よりも尊きを思へば。神階の五位。六位は。親王の一品よりも。尊く御坐す。されば一品親王。一位大臣にて。六位の神を拜せむに。靈に違ふことなし(然るを。經信卿母集に。北野社の前にて。大臣上達部。みな車より下けるに。經信卿のみ。車ながらやり渡されけるを。宮司出向ひて。此所にて人〻も下りさせ給ふにと云へとも。さらぬ躰にて過られけるよしを。母のきゝて問れけるに。彈正式に。四位は。二位に。車より下りすと侍る。菅右府二位にて侍るに。神になり給ひても。道に違ふをば有まじければ。車より下なば。却て違へるすぢにて。神も受給はじと申されけるよし見えたるは。彈正式に。凡四位以下。逢二一位一云々。下馬。餘非レ應ニ致敬一者。皆不レ下とあるに依ての事なれど。神と。人との境を知られずて。定られけむは。をこなり。神に奉る物を。幣物といひ。王臣に給ふ物を。祿物と云ふ。北野は。祈年穀奉幣に預りたまひて。祿物は給はず。かくの如く。品類懸隔なる事なれば。神は。神にて。尊くおはし坐ことをしらば。神階。人階。別なる故は明かりなむ)。抑これは。神を禮まひ給ふ餘りに。かゝる事も出來初つれど。神は。神と敬奉りて。御坐べきに。尊卑の階級を御心に任せて。進給はむ事は不禮なりと思ゆるは。己が惑の深きにやといへり(此は冠位通考に記するを約めて。猶考るなり)。此は一理たり。然る説とは聞ゆれど。猶つら〳〵考ふるに。古は品位の御定すら無りしを。其御定いで來て後も。親王以下。諸臣にのみ賜ふべき事と思ゆるに。神等にしも。授け奉り給ふことは。凡人の上よりは。如何とも推量り奉り難きことなるを。神等より望み給ふ事さへ有て。此を普く行ひ給ふ事と成ぬるは。やがて神の御心なること論ひなし。然れば。古に無き事なりとて。粗略に思ひ奉るべきに非ず。故にこゝに其位階の進み給へる趣を。國史。及び其後の諸書に考合せて。其大概を記すべし。其はまづ。文徳天皇紀に。仁壽元年正月庚子。詔ニ天下諸神。不レ論ニ有位無位一叙ニ正六位上一と見ゆ(これに依て見る時は。天下の諸神。悉く正六位に叙され給へることと聞ゆれど。此時の太政官符を考ふるに。品〻差等あり。其は是まで既に五位になり給へる神たちには。更に一位を增し。無階の神をば。新に六位に叙し給ひ。唯大社。幷名神は。無位といへども。從五位下を授け給へり。さて其外の大社。幷名神ならぬ正六位下。以下。無位の神たちをば。凡て有位。無位を論ぜず。正六位上に叙し給へるなり。但し此時。本より正六位上になり居給へる神たちは。叙位なく本の如くなりしか。其は未考へ得ず)。斯て朱雀天皇の天慶三年庚子正月。天下の諸神に。位一階を增し奉り給へること諸書に見ゆ(これぞ。諸神。增一階の初度なる。是より前。宇多天皇の。寛平九年十二月に。五畿七道の諸神。三百三十社に。位一階を授け奉り給へること有り)。此後は。白川天皇。永保元年辛酉二月に。又天下の諸神に。位一階を增給へり(これ二度なり)。是より後は。崇德天皇の永治元年辛酉八月。また一階を增し給ひ(これにて三度なり)。この次は。高倉天皇の。治承四年庚子十二月(是四度なり)。安德天皇の。元曆二年乙巳三月(これ五度)。土御門天皇。建仁元年辛酉二月(是六度)。龜山天皇の。弘長元年辛酉二月(是七度)。後宇多天皇の。建治元年乙亥七月(これ八度)。後圓融天皇の永德元年辛酉二月。これまで合せて九度に。各一階つゝ增し奉り給へり(此うち。多く辛酉年なるは。例の革命の御祈なりき。扨この天慶以下の所は。定まれる國史も無ければ。諸書に見えたるを考へ集めたるなり)。然れば。文德天皇の仁壽元年に。推なべて。正六位上に叙せられ給ひし神等は。悉く正四位上に成給ひ。そのかみ。從四位下の神等は。皆正一位に成り給へり(況て。天慶より以來。凡そ四百餘年の間。右九度の外に。位階の進み給へる神等も。數ふるに遑あらず。また上に擧たる外に。己が見落せるも有べく。また書に。記し洩たるも有ぬべし。然れば。極位に至り給へるが多かるべき事。推てしるべし。仍ておもふに。永德以後增一階の事の聞えざるも。大抵極位になり居給へるが故なるべし)。扨また。天下の諸神とあるに付て。論ふべき事あり。其はまづ仁壽元年に。有位。無位を論はず。正六位上に叙し給ふと有るは。天下の有ゆる神たちの事ならむには。此餘に無位の神坐へき謂なし(但し。其より後。由ありて。新に齋かれ給ふ神等は。今云限にあらす)。しかるに。此後に。無位某神に。某位を授け奉り給へりと云こと。國史を始め。其外。次〻の書に數多あり。いと不審き事なり。依て按ふに。天下諸神とはあれど。有ゆる神等にはあらで。此は官にて祭られ給ふをはじめ。國內の神名帳などに出たる。又は其外にも由ありて。官に知られ給へる神等にのみ。御位を叙し給へるにて。官に知られ給はざるは。漏給へる事と知られたり(以上古史傳)。僧侶位階の事は。僧尼の條に出たり。【蔭位】の事は其の條に出たり。

【贈レ位】のと和事始に。日本紀に云。天武天皇五年六月。物部雄君連。忽に病發て卒す。天皇これを聞て大に驚き。壬申の年。車駕に從て。東國に入て大功有を以て。恩を降して內大紫位を賜ふ。是贈位の始也」とあり。官職沿革略史に云く。帝戚に贈位ありしは。承和十四年閏三月。神祇伯正四位下田口朝臣佐波主卒す。從三位を贈る。嵯峨太皇大后の外戚なるを以てなりとあるを始とす。後世皇后の父に正一位

を贈る例となれり」とあり。明治以後も。和氣淸麿。楠正成。伊達政宗など贈位せられたる例あり。然れど現時の人には死したる後贈位せずして。生存中に叙せられたる躰にする者多く。此等は叙位の裁可を待つ間。喪を發するを猶豫し。爲に實際の死去の日よりは命日を後らする者多し。其の子たる者親の位を陞せんと望むは左ることなれど。爲に死者の眞正の命日に祭をなすこと能はず。之を變更するは罪深きわざなり。【位記返上】は。官等及位階を有するものを懲戒する方法なり（俯官吏懲戒の條を見よ）。

井ケイザイ　違警罪は。公安警戒の命令及制規に反するものに加ふる制裁にして。改定律例には之を違式詿違の罪と云へり。違式の名は大寶の律にも見えたれど。其の頃のは稍ゝ重き罪なりき。刑法は違警罪と稱し。地方長官は警察命令を以て其細部を定むるを許せり。その沿革左に揭ぐ。明治五年十一月司法省より東京違式詿違條例を布達せり。東京違式詿違條例。第一條。違式の罪を犯す者は七十五錢より少なからす。壹圓五十錢より多からさる贖金を追徵す。」第二條。詿違の罪を犯す者は六錢二釐五毛より少なからす。十二錢五厘より多からさる贖金を追徵す。」第三條。違式詿違の罪を犯し無力の者は實决するゝ左の如し。一。違式。笞罪一十より少なからす二十より多からず。」一。詿違。拘留一日より少なからす。二日より多からす。」第四條。違式並に詿違の罪によりて取上くべき物品は贖金を科するの外。別に沒收の申渡しを爲すへし。」第五條。違式詿違の罪を犯し。人に損失を蒙らしむる時は。先其損失に當る償金を出さしめ。後に贖金を命すへし」（違式罪目）。第六條。地劵所持の者諸上納銀を怠り。地方の法に違背致す者。」第七條。贋造の飮食物並に腐敗の食物を知て販賣する者。」第八條。往來又は下水外河中等へ家作並孫庇等を自在に張出し或は河岸地除地等へ願なく家作する者。」第九條。春畫及ひ其類の諸器物を販賣する者。」第十條。病牛死牛其他病死の禽獸を知りて販賣する者。」第十一條。身体に刺繡を爲す者。」第十二條。男女入込の湯を渡世する者。」第十三條。乘馬して猥りに馳驅し又は馬車を疾驅して行人を觸倒す者。但殺傷するは此の限にあらす。」第十四條。外國人を無届にて止宿せしむる者。」第十五條。外國人を私に雜居せしむる者。」第十六條。町火消鳶人足共町ゝ普請造營の節地所組合違の者を雇ふとに故障する者。」第十七條。夜中無燈の馬車を以て通行する者。」第十八條。人家稠密の場所に於て妄りに火技を玩ふ者。」第十九條。火事場に關係なくして乘馬する者。」第二十條。願なく床店葭簀張等を取建る者。」第二十一條。戲に往來の常燈臺を破毀する者。」第二十二條。裸體又は袒裼し或は股脚を露はし醜體をなす者。」第二十三條。馬及車留の揭示ある道路橋梁を犯して通行する者。」第二十四條。無檢印の舟車を以て渡世する者。」第二十五條。男女相撲並蛇遣ひ其他醜躰を見世物に出す者。」第二十六條。第二十二條の如き見苦敷き容體にて乘馬する者。」第二十七條。川堀下水等へ土芥瓦礫等を投棄し流通を妨くる者。」第二十八條。軒外へ木石炭薪等を積置く者。」（詿違罪目）。第二十九條。狹隘の小路を馬車にて馳走する者。」第三十條。夜中無提燈にて人力車を曳き及ひ乘馬する者（七年三月十七日內務省へ達を以て第三十條へ但書を添加し。八年七月十日同省へ達を以て再ひ改正す）。」第三十一條。暮六ッ時より荷車を挽く者。」第三十二條。斟酌なく馬車を疾驅せしめて行人へ迷惑を掛けし者。」第三十三條。人力車挽の者强て乘車を勸め過言等申掛る者。」第三十四條。他人園中の菓實を採り食ふ者。」第三十五條。馬車及ひ人力車荷車等を往來に置き。行人の妨をなし。及ひ牛馬を街衢に橫たへ。行人を妨けし者。」第三十六條。禽獸の死する者或は汚穢の物を往來等へ投棄する者。」第三十七條。湯屋渡世の者戶口を明放ち或は二階へ見隱簾を垂れさる者。」第三十八條。居宅前掃除を怠り或は下水を浚はさる者。」第三十九條。婦人にて謂れなく斷髮する者。」第四十條。荷車及人力車行逢ふ節。行人に迷惑をかけし者。」第四十一條。下掃除の者。蓋なき糞桶を以て搬運する者。」第四十二條。旅籠屋渡世の者止宿人名を記載せす。或は之を届け出てさる者。」第四十三條。往來筋の號札又は人家の番號名札看板等を戲に破毀する者。」第四十四條。喧嘩口論及ひ人の自由を妨け且驚愕すへき喚鬧を爲し出せる者。」第四十五條。往來常燈を戲に消滅する者。」第四十六條。疎忽により人に汚穢物及ひ石礫等を拋澆せし者。」第四十七條。田園種藝の路なき場を通行し又は牛馬を牽入る者。」第四十八條。物を打掛け電信線を妨害する者。」第四十九條。市中往來筋に於て。便所にあらさる場所へ小便する者。」第五十條。店先に於て往來に向ひ。幼穉に大小便せしむる者。」第五十一條。荷車及ひ人力車等を並へ挽きて。通行を妨けし者。」第五十二條。誤て牛馬を放ちて。人家に入れしめし者。」第五十三條。犬を闘はしめ。及戲に人に嗾する者。」第五十四條。巨大の紙鳶を揚け。妨害を爲す者。〇司法省布達第四十三號。明治五年十一月二十七日。今般違式條中左の條追加候條此旨及布達候事。違式追加。第五十五條。醉に乘し亦は戲に車馬往來の妨碍をなす者。〇司法省布達第一號。明治六年一月八日。今般詿違條例中左之條致追加候間。及布達候事。

註違條例中。第五十六條。格子を撥き。墻塀を攀ち。徒に顔面を出往來を臨み。或は嘲弄する者。○司法省布達第十一號。明治六年一月二十五日。今般註違條例中左之條致追加條候此旨及布達候事。第五十七條。三尺以上の長綱を以て馬を牽く者。○司法省布達第三十號。明治六年三月五日。註違罪目の内別紙之條目追加候間。此段相達候事。第五十八條。遊園及ひ路傍の花木を折り。或は植物を害する者。○司法省布達第三十一號。明治六年三月十三日。註違條例第五十七條左之通但書相達候條此旨相達候事。第五十七條。三尺以上の長綱を以て馬を牽く者。但長綱と雖とも三尺に縮(ツカ子)て用ゆる者は此限にあらす。○司法省布達第三十七號。明治六年三月十七日。註違條例第五十七條三尺以上の長綱を以て馬を牽く者。今般更に牛馬を牽く者と相改候條此旨相達候事。○司法省布達第六十號。明治六年四月十九日。今般違式條例中左之通追加候條。此旨及布達候也。第五十九條。制禁の場所にて竹木を伐り魚鳥を捕る者。○司法省布達第六十六號。明治六年四月二十五日。今般註違罪目左之通追加候條。此旨及布達候事。第六十條。道路亦は人家に於て强て合力を申掛け。或は押買する者。○司法省布達第九十五號。明治六年六月十八日。違式條例中第六十一條左之通追加候條。此旨相達候事。第六十一條。神佛祭禮之節。世話人等强て出費を促す者。○司法省布達第百三十一號。明治六年八月十二日。今般違式罪目左之通追加候條。此旨及布達候事。第六十二條。男にして女粧し女にして男粧或は奇怪の粉飾を爲して醜躰を露す者。但し俳優歌舞伎等は勿論女の着袴する類此限にあらす。○司法省布達第百三十八號。明治六年八月二十七日。當省第百三十一號を以て相達候。違式罪目追加第六十二條文中粉飾は扮飾の誤に候條爲心得此旨及布達候事。明治九年六月十三日。太政官達。東京警視廳。東京違式註違條例中第二條及第六條左之通改正可致且違註罪目の儀は自今其廳へ委任候條。増減の節は東京府へ協議の上取計。其都度内務省へ可届出。此旨相達候事。違式註違條例。第二條。註違の罪を犯す者は五錢より少からす。七十錢より多からさる贖金を追徴す。」第六條。違式の罪を犯すと雖も。情狀輕き者は減等して註違の贖金を追徴し。註違の罪目を犯すと雖も。重きは加等にして違式の贖金を追徴すへし。其犯す所極めて輕きは。止た呵責して放免することあるへし。○警視局布達甲第四十六號。明治十年十月十二日。違式罪目第六十九條左之通追加候條。此旨布達候事。第六十九條。傳染病豫防に關する諸定規に違背するもの。○警視局布達甲第五十八號。明治十年十一月十二日。註違罪目第三十條左之通改定候條。此旨布達候事。第三十條。夜中無燈にて諸車を挽く者。○警視局布達甲第六十九號。明治十年十二月十九日。旅人宿規則布達候に付ては。註違罪目第四十二條删除候條此旨布達候事。○警視局布達甲第七十號。明治十年十二月二十二日。註違罪目第三十三條左之通改正候條。此旨布達候事。第三十三條。人力車挽及馬車の馭者强て乘車を勸め。過言等申掛る者。○警視局布達甲第七十三號。明治十年十二月二十七日。違式註違罪目左之通追加候條。此旨布達候事。第七十一條。猥りに附會揚言して新聞紙を賣り歩行く者。○警視局達甲第七十五號。明治十年十二月二十八日。本年第七十三號達違式註違罪目は違式罪目の誤に候條此旨更に相達候事。○又刑法を發布せられ。第四編。違警罪。第四百二十五條。左の諸件を犯したる物は三日以上十日以下の拘留に處し。又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。」一。規則を遵守せすして火藥其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者。」二。規則を遵奉せすして火藥其他破裂す可き物品又は自ら火を發す可き物品を貯藏したる者。」三。官許を得すして烟火を製造し。又は販賣したる者。」四。人家稠密の場所に於て。濫りに烟火其他火器を玩ひたる者。」五。蒸氣機械其他烟筒火竈を建造修理し。及掃除する規則に違背したる者。」六。官署の督促を受けて。崩壞せんとする家屋牆壁の修理を爲さゝる者。」七。官許を得すして死屍を解剖したる者。」八。自己の所有地内に死屍あるを知て官署に申告せず。又は他に移したる者。」九。人を毆打して創傷疾病に至らさる者。」十。密に賣淫を爲し。又は其媒合容止を爲したる者。」十一。人の住居せさる家屋内に潛伏したる者。」十二。定りたる住居なく。平常營生の産業なくして。諸方に徘徊する者。」十三。官許の墓地外に於て私に埋葬したる者。」十四。違警罪の犯人を曲庇する爲め。僞證したる者。但被告人僞證の爲。刑を免かれたる時は第二百十九條の例に從ふ。」第四百二十六條。左の諸件を犯したる者は二日以上五日以下の拘留に處し。又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す。」一。人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者。」二。水火其他の變に際し。官吏より防禦す可きの求めを受け。傍觀して之を肯せざる者。」三。不熟の菓物。又は腐敗したる飲食物を販賣したる者。」四。健康を保護する爲め設けたる規則。又は傳染病豫防規則に違背したる者。」五。人の通行す可き場所にある危險の井溝其他凹所に蓋又は防圍を爲さゝる者。」六。路上に於て犬其他の獸類を嗾し。又は驚逸せしめたる者。」七。發狂人の看守を怠り。路上に徘徊せしめたる者。」八。狂犬猛獸等の繫鎖を怠り。路上に放ちたる者。」九。斃死人の檢視を受けすして埋葬したる者。」十。墓碑及路上の神佛を毀損し。又は汚損し

たる者。」十一。神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者。」十二。公然人を罵詈嘲弄したる者。但訴を待て其罪を論す。」第四百二十七條。左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處し。又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す。」一。濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者。」二。制止を背せすして。人の群集したる場所に車馬を牽きたる者。」三。夜中燈火なくして車馬を疾驅する者。」四。木石等を道路に堆積して防閑を設けす。又は標識の點燈を怠りたる者。」五。瓦礫を道路家屋園囿に投擲したる者。」六。禽獸の死屍を道路に棄擲し。又は取除かさる者。」七。汚穢物を道路家屋園囿に投擲したる者。」八。警察の規則に違背して工商の業を爲したる者。」九。醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應せさる者。」十。死亡の申告を爲さすして埋葬したる者。」十一。流言浮說を爲して人を誑惑したる者。」十二。妄に吉凶禍福を說き。又は祈禱符呪等を爲し。人を惑はして利を圖る者。」十三。私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け。又は軒楹を出したる者。」十四。官許を得すして。路傍又は河岸に床店等を開きたる者。」十五。路上の植木市街の常燈及ひ厠場等を毀損したる者。」十六。道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及ひ指道標の類を毀棄汚損したる者。」第四百二十八條。左の諸件を犯したる者は一日の拘留に處し又は十錢以上一圓以下の科料に處す。」一。官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者。」二。渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故なく通行を妨けたる者。」三。渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さすして通行したる者。」四。路上に於て賭博に類する商業を爲したる者。」五。官許を得すして劇場其他觀物場を開き。及ひ其規則に違背したる者。」六。溝渠下水を毀損し。又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はさる者。」七。制止を背せすして路傍に食物其他の商品を羅列したる者。」八。官許を得すして獸類を官有地に放ち又は牧畜したる者。」九。身體に刺文を爲し。及ひ之を業とする者。」十。他人の繫ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者。」十一。他人の繫ぎたる舟筏を解放したる者。」第四百二十九條。左の諸件を犯したる者は五錢以上五十錢以下の科料に處す。」一。橋梁又は堤防の害と爲る可き場所に舟筏を繫ぎたる者。」二。牛馬諸車其他物件を道路に橫たへ。又は木石薪炭等を堆積して。行人の妨害を爲したる者。」三。車馬を並へ牽て行人の妨害を爲したる者。」四。水路に於て舟を並へ通船の妨害を爲したる者。」五。氷雪塵芥等を路上に投棄したる者。」六。官署の督促を受けて道路の掃除を爲さゝる者。」七。制止を背せすして路上に遊戲を爲し。行人の妨害を爲したる者。」八。牛馬を牽き。又は繫くことを忽かせにし。行人の妨害を爲したる者。」九。出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者。」十。通行禁止の榜示を犯して通行したる者。」十一。道路に於て。放歌高聲を發して。制止を背せさる者。」十二。酩酊して路上に喧噪し。又は醉臥したる者。」十三。路上の常燈を消したる者。」十四。人家の牆壁に貼紙及ひ樂書したる者。」十五。邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者。」十六。他人の田野園囿に於て菜菓を採食し。又は花卉を採折したる者。」十七。公園の規則を犯したる者。」十八。通路なき他人の田圃を通行し又は牛馬を牽入れたる者。」第四百三十條。前數條に記載するの外各地方の便宜により定むる所の違警罪を犯したる者は其罰則に從て處斷す。」また違警罪公判は治罪法に。第二章。違警罪公判。第三百二十一條。違警罪裁判所に於ては左の條件に因て公訴を受理す。」一。檢察官の請求に因り。書記局より被告人に對し發したる呼出狀。」二。豫審判事又は上等の裁判所の判決に因り。其事件を移すの言渡。」第三百二十二條。呼出狀には呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷の日時被告事件。及代人をして出廷せしむることを得可き旨を記載す可し。若し被告事件の記載なき場合に於て被告人未た其證人を呼出さゞる時は。公廷にて其事件の告知を受けたる後。其呼出及ひ辯護の爲め二日の猶豫を求むることを得。」第三百二十三條。呼出狀の送達と出廷との間。少くとも二日の猶豫ある可し。」第三百二十四條。違警罪裁判所は被告事件急速を要する時は公判に取掛る前。檢察官其他訴訟關係人の請求に因り。又は職權を以て對手人の立會を要せすして檢證處分を爲すことを得。」第三百二十五條。證人は呼出狀の送達と出廷との間。少くとも二十四時の猶豫を以て。之を呼出す可し。又呼出を受けすして出廷したる者と雖も。訊問前其名刺を書記に差出したる時は裁判所に於て證人として其陳述を聽くことを得。」第三百二十六條。書記は各事件每に。訴訟關係人の氏名を呼立つ可し。若し其呼立に應せさるときは。他の事件の終りたる後。其事件を裁判す可し。」第三百二十七條。違警罪裁判官は最初に被告人の氏名年齡身分職業住所出生の地を問ふ可し。官吏の作りたる調書又は申立書ある時は書記之を朗讀す可し。檢察官は被告事件を陳述す可し。」第三百二十八條。違警罪裁判官は被告人に被告事件を承認するや否を訊問す可し。若し被告人代人を以て自狀を爲す時は。其署名捺印したる書面を差出す可し。」第三百二十九條。被告人の自狀ありたる時は他の證憑を差出すに及はす。但裁判所に於ては檢察官民事原告人の請求に

井ケイ
井ケイ

因り。又は職權を以て之を差出さしむるを得。若し白狀なき時は原被の證人を訊問し。其他證憑ある時は之を差出す可し。」第三百三十條。檢察官は法律の適用に付き意見を陳述す可し。民事原告人は被害事件を證明し。及要償に付き意見を陳述す可し。被告人民事擔當人又は其代人は答辯を爲す可し。」第三百三十一條。呼出を受けたる被告人民事擔當人又は其代人出廷せさる時は。檢察官及民事原告人の請求する所を聽き闕席裁判を爲す可し。民事原告人出廷せさる時亦同し。」第三百三十二條。闕席裁判言渡書は檢察官其他訴訟關係人の請求に因り。闕席したる者又は其の住所に之を送達す可し。闕席裁判を受けたる者。故障を爲さんとする時は言渡書の送達ありたるより三日内に。其申立書を書記局に差出す可し。」第三百三十三條。裁判所に於ては先つ故障の申立を受理す可きや否を判決す可し。若し受理す可き者と判決したる時は書記より故障あるを。及其事件を公判に付す可き日時を故障の對手人に通知する爲め。呼出狀を送達す可し。但其送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し。又公判に付す可き日時を。其前日に故障の申立人に報知す可し。」第三百三十四條。故障の申立を受理したる場合に於ては。第三百二十六條より第三百三十條迄の規則に從ひ。更に裁判を爲す可し。其裁判に闕席したる者は故障を爲すを得す。」第三百三十五條。犯罪の證憑充分ならさる時は裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し。又第二百二十四條第三以下の場合に於ては免訴の言渡を爲す可し。」第三百三十六條。被告事件違警罪にして且證憑充分なる時は。法律に從ひ刑の言渡を爲す可し。」第三百三十七條。被告事件重罪又は輕罪なる時は管轄違の言渡を爲し。其事件を輕罪裁判所檢事に送致す可し。但被告人に對し拘留狀を發するを得。」第三百三十八條。違警罪裁判所の裁判言渡に對しては。左の區別に從ひ。輕罪裁判所に控訴するを得。」一。被告人は拘留の刑の言渡を受けたる時。」二。民事原告人被告人及民事擔當人は要償に付ての言渡。民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時。」三。檢察官其他訴訟關係人は上に記載しある原由あらさる時と雖。管轄違越權擬律の錯誤。又は無效の記載ある規則に背きたる時。」第三百三十九條。控訴を爲さんとする者は原裁判所の書記局に其申立書を差出す可し。但其申立の期限は對審裁判に付ては言渡より三日內。又闕席裁判に付き故障あらさる時は本人又は其住所に言渡書の送達ありたるより五日內とす。控訴を爲すの申立ありたる時は書記より其旨を對手人に通知す可し。」第三百四十條。訴訟に關する一切の書類は檢察官より控訴を受く可き裁判所の書記局に送達す可し。若し檢察官控訴の申立人又は對手人なる時は。控訴を受く可き裁判所の檢察官に其意見書を差出す可し。」第三百四十一條。控訴を受く可き裁判所に於ては書記局より訴訟關係人に對し。呼出狀を發したる後其裁判に取掛る可し。呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し。證人は呼出狀の送達と出廷との間。少くとも一日の猶豫を以て。之を呼出す可し。」第三百四十二條。控訴の對手人は其裁判言渡あるまて何時にても附帶の控訴を爲すを得。但附帶の控訴は公廷に於て直に之を申立るを得。」第三百四十三條。控訴に係る事件は輕罪の裁判を爲すに付き定めたる規則に從ひ。之を裁判す可し。檢察官其他訴訟關係人は裁判長の允許を得るに非されは。新なる證人又は始審に於て陳述したる證人を呼出すを得す。」第三百四十四條。控訴を受けたる裁判所に於ては。原裁判言渡を認可するの言渡を爲し。又は之を取消し。更に裁判言渡を爲す可し。被告人のみ控訴を爲したる時は原裁判言渡より重き刑を言渡すことを得す。私訴に付ての控訴の裁判は通常民事の規則に從ふ。」第三百四十五條。第三百三十一條以下の規則は控訴の闕席裁判に付ても亦之を適用す。」第三百四十六條。檢察官其他訴訟關係人は違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し上告を爲すを得。」〇又東京府下の違警罪は。刑法第四百三十條に依り。明治十四年十二月二十八日警視廳達甲第六十號を以て左の如く定めらる。但刑法に正條あるものは其本法に從ふ。違警罪目。一。街路取締規則に違背したる者。」二。火葬場取締規則に違背したる者。」三。畜犬規則に違背したる者。」四。馭者馬丁又は人力車輓等取締規則に違背したる者。」五。諸藝人取締規則に違背したる者。」六。人家稠密の場所に於て濫りに鱶鰆の干場を設けたる者。」七。神佛祭典等の節强て出費を促したる者。」八。强て合力を申掛け。若くは物品を押賣し其他種々の所爲を以て他に妨けを爲したる者。」九。工事等の際雇使する者を故障したる者。」十。裸體又は袒裼し或は股脚を露し。其他醜體を爲し路上に行歩したる者。」十一。夜間十二時後歌舞音曲等其他喧噪して。他の安眠を妨害する者。」十二。海藻魚類等の干場へ妨害を爲したる者。」十三。制限に背きたる船を河川に浮へ。又運漕したる者。」十四。濫りに川中へ杭木を打建てたる者。」十五。外國人を私に止宿又は雜居せしむる者。」十六。各署に榜示せる禁條を犯したる者。」十七。新聞紙雜誌報類を路上に讀み賣したる者。」十八。紙屑拾ひの者官の檢印ある名札を貸借し。又は其の記名を變更し。若くは名札を屑籠に表出せさる者。」十九。宿屋に於て鄉貫氏名を詐稱したる者。」二十。許可を得すして。神輿の巡

井ケイ

行佛刹の開帳をなし。其他山車を牽き又は手踊の興行をなしたる者。」二十一。人に汚穢物。又は瓦礫を抛澆せし者。其之を犯す者は一日以上十日以下の拘留。若くは五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。」其後十五年六月十五日。十月二十六日。十六年一月十三日。二月二十四日。四月二日等の改正を加除したるものなり。明治十六年二月十三日。違警罪目に追加す(甲第一號)。追加。二十二。警察官の臨檢を受けすして改葬又は合葬を爲したる者。」二十三。河岸地規則に違背したる者。」二十四。免許を得すして産婆の業を爲したる者。」二十五。産婆營業者醫師の指揮を受けすして産科器械を使用したる者。」甲第五號追加。二十六。燃質物置場規則に違背したる者。」仝年七月十三日。違警罪目に追加す。二十七。死亡屆埋葬證規則に違背したる者。」違警罪目第二十項に填補す(甲第四號)。第二十項。擅に瘋癲人を鎖錮したる者。」仝十九年一月二十八日。違警罪目に追加。二十八。正當の事故なくして官署の召喚に　せさる者。」仝十九年一月六日。違警罪目に追加。二十九。焚料等の目的を以て。街上又は河中に於て竹木を聚拾する者。」仝年二月十四日。違警罪目に追加。三十。官廳に於て賣買を禁止。又は停止したる物品を買取。若くは販賣したる者。」違警罪目に追加す(甲第七號)。三十一。入齒々拔口中療治接骨營業取締規則に違背したる者。」三十二。鍼灸術營業取締規則に違背したる者。」三十三。橋梁及び路上の厠場其他建設物に貼紙樂書し又は之を汚瀆したる者。」明治十八年九月二十四日。布告第三十一號。違警罪即決例。第一條。警察署長。及び分署長。又は其代理たる官吏は。其管轄地内に於て犯したる。違警罪を即決すへし。但私訴は此限に在らす。」第二條。即決は裁判の正式を用ひす。被告人の陳述を聽き。證憑を取調へ直ちに其言渡を爲すへし。又被告人を呼出すことなく。若くは呼出したりと雖も。出廷せさる時は。直ちに其言渡書を本人又は其住所に送達することを得。」第三條。即決の言渡に對しては。違警罪裁判所に正式の裁判を請求することを得。但正式の裁判を經すして。直ちに上訴を爲すことを得す。」第四條。即決の言渡書には。被告人の氏名年齡身分職業住所。犯罪の場所。年月日時罪名刑名。及び正式の裁判を請求することを得へき期限。并に其言渡を爲したる警察署。年月日警察官の氏名を記載すへし。」第五條。正式の裁判を請求する者は。即決の言渡を爲したる警察署に申立書を差出すへし。但其期限は第二條第一項の場合に於ては。言渡ありたるより三日内。第二項の場合に於ては。言渡書の送達ありたるより五日内とす。」第六條。警察署に於て。前條の申立を受けたる時は。二十四時内に訴訟に關する一切の書類を。違警罪裁判所檢察官に送致すへし。」第七條。第五條に定めたる期限内に。正式の裁判を請求せさる時は。即決の言渡を以て確定のものとす。」第八條。科料拘留の言渡を爲したる時。必要と認むる場合に於ては。後の數條に定めたる處分を爲すことを得。」第九條。科料の言渡を爲したる時は。其金額を假納せしむへし。若し納めさる者は。一圓を一日に折算して。之を留置す。其一圓に滿さる者と雖も。仍は一日に計算す。」第十條。拘留の言渡を爲したる時は。一日を一圓に折算し。其刑期に相當の金額を保證として。差出さしむへし。若し差出さゝる者は。第五條に定めたる期限内之を留置す。但刑期五日内なる時は。其日數に過くることを得す。」第十一條。保證金を差出したる者は。刑の言渡確定したる後。直ちに出廷して。其執行を受くへし。若し出廷せさる時は。保證金を沒入して本刑に換ふ。」第十二條。留置したる者。正式の裁判を請求し。因て呼出狀の送達ありたる時は。直ちに留置を解くへし。」第十三條。留置の日數は。一日を一圓に折算して。科料の金額に算入し。又は拘留の刑期に算入すへし。」さて德川幕府の時代は違式違警等の罪目は立されども。時々の觸書を以て布達せる禁令あり。極めて煩雜に涉れば今これを蒐錄せず。

井ゴ 圍碁は。一の遊戲にして。漢土よりの傳來物なり。德川幕府の時。名手本因坊を祿して碁所となせり。因て代々本因坊を稱し。幕府の碁師たり。和漢三才圖會云。廣博物志云。桀臣烏曹作ニ賭博圍棋一。或云。堯王造ニ圍棋一以教ニ子丹朱一。或云。舜王以ニ子商均愚一。作ニ圍棋一以教レ之。罫(音話)。枰線間方目以レ漆畫レ之。縱横各十九道。棋子白黑共三百六十。象ニ朞月數一。九星象ニ九曜星ニ(中畧)。世傳。圍碁吉備公始傳來也。然公在レ唐二十年。而天平七年歸朝(當ニ唐玄宗帝日本聖武帝ニ)。或云。釋辨正入唐留學。玄宗帝未レ即レ位時。相對圍レ棋。則辨正從來善レ棋入唐者乎。章曜博奕論云。所レ志不レ出ニ一枰上一。所レ務不レ過ニ方罫間一。唐大中年中。日本國貢ニ玉碁子一云。本國南有ニ集賢島一。上有ニ手談池一。池中出ニ碁子ニ(大中當ニ本朝仁明天皇時代一。集賢島未レ詳。紀州那智濱乎)。按。枰大抵厚六寸。縱一尺四寸。横一尺三寸八分。方罫七分。各十九罫。其木以レ榧爲レ良。檜次レ之。桂爲レ下。新榧枰如見レ皺者急藏レ箱。經レ久則愈如レ故。續日本紀云。天平十年七月。大伴宿禰子虫中臣宮處連東人。政事之隙相共圍碁。有レ事憤罵子虫以レ刀斫ニ殺東人一。持統天皇紀有下禁ニ雙六一之詔上。則碁亦此以前既有レ之乎。然則未レ知レ肇ニ於何時一。中興圍碁上手。後土御門院時意雲老人。後陽成院時寂光寺本因坊。日海法印。以爲ニ天下之巧手一。於レ今本因坊稱ニ天下碁所一。賜レ祿。

近頃本因坊道策爲二古今巧手一。可レ謂二碁聖一者乎。」嬉遊笑覽に。今の碁十九行三百六十一路は唐製なり。莊嶽委譚云。程氏演繁露云。今碁方十九道合枰爲レ碁。三百六十一。按。李善注。韋昭博奕論。枯棋三百。引二邯鄲淳藝經一曰。碁局縱橫各十七道。合八百二十九道。白黑棋子各一百五十枚。則漢碁製可レ知云々。又曰。今奕多以二三六二四等一起手。然前レ此或不レ盡爾。集異記。王積薪。避レ亂夜投二一茅屋一有二姑婦一。暗中以レ口奕。始云以二東五南九一置レ子。次東五南十二。至二三十六一而止。其說雖二極詭誕一。然所二以知三唐世起手不二盡類一今也。云々(三六二四は。今の大けいま小けいまなるべし。唐の世の起手はげにかはりたるを也。以レ口奕は今盲人の象棋をさすがことし。碁を打は希なるべし)。こゝにも古法は今とかはれりとみゆ。まづ白黑の定めも今とは異なるにや。江談(三)。吉備公入唐の間に。唐人圍碁を以て試みむとする處。白石をば日本に擬し。黑石をば唐土に擬て。勝負をせんとする事をいへり。この事いと稚き物から。黑を貴きかたにとるならひなるを證すべし。賓主の故にかくあるにあらず。碁聖圍碁式に先石のふたをあけて。黑きを敵のかたへやりて。白を我は取べし。負弁にかけ物の事。むれとの人また先達可計。其上に我存ずる旨と可言とありたれば。上手下手を論ぜず。おのれ白を取。相手の人に黑を與ふる也。人を敬ひてしかするをなれば。白は卑く黑は尊をしるべし。されどもおのれより相手よはからむには。白もちても其力の對すべきほど。置石さする事とおもはる。さらば今の定めとはいたくとなり。又先手のを。同書に。初番の先手をひとしくあらむにおいては。むれとの人若は先達にはうたせずして。いそぎすへし所をおく義なり。聖目に可打。さけておくは樣〻しくてけましき也。次の手は心にまかすべし。先の手をば中の聖目に打入べくやと覺ゆ云々。但是はこのみによるべきにこそと有。昔本今昔物語。寛蓮が碁打女に値といふ語の內に。此女几帳の綻より巻敷木の樣に削りたる木の白く。可笑氣なるが二尺許なるを差出て。丸が石は先此に置給へと云ふて。中の聖目を差す手を可受申けれ共。未程も不知は。何とかはと思へば。先此度は先をして。其程を知りてこそは。十二十も受開へそといへば云々(初めて値たるをなれば。その力のほどもしられず。先つ先をして試みて後に石は幾つもおかせんといふなり)。碁待詔傳に請受子と云は。石を置せてくれよと云を也。また漢土には讓幾子と云は今幾つおかんと云を也。今石九つおくをせいもくといへど。此九つ置べき處の黑星は一つにても聖目なり。今人の碁うつを見るに。聖目をさけて打古法と異なり。殊に先手に中の聖目に打こと見及ばず。又圍碁式に。聖目之事由緒未分。明說云。聖目と此字を用事極僻事也。際目と此字を用と云々。さかひしり目と云なり。さかの兩字を略して聖日と云習へるなりと有。此文は正治元年六月日注之。玄尊とありて。その末にあれば。玄尊の書たるにはあらず。後の人の書入しにや。この際目の說はうけがたし。今昔物語などにも聖目とあるをや。寛蓮は碁の名手にて。世に碁聖と稱せられ。聖目も目の內の正位にて。よき處なればいふなるべし。結さすといふ事は。源氏(花の宴)大殿の弓のけちに。上達部みこたちおほくつとへ給ふ云々。踏歌の後宴弓を射る事あり。結は弓を射て勝負を定むる也。今のだめさすといふとのみ思ふは委しからず。打果るを結局といへば。だめさすはもとよりなれど。圍碁式に半番過る程より結を心にかけて。結鼻をとりて敵に一手も先手を取せじと。次第を案つゞけてさす也。能させば二十目などの負をさしよするなりといへり。然らば端くのはれかけすべてひけ手せず。先を取り出べき處押へき處をうつ事。すべて物の先なる處を鼻といふ。結鼻もおなしこゝろ也。今俗に云少なる事に拘るやうのを。けちな事といふはこの事より出しなるべし。されどけちの本義にはあらず。只細少の義をとけり。石と濵との事は。先に余が雜考の中にいへり。石と濵とはわかちあれ共。後には通はせいふ事あり。してう碁式に。四丁不被懸なとあり。守武千句「あづまぢのはてと思へと碁を打て。四てうにかくるさのゝ舟橋」。手なほりといふを。將碁にはいへど。碁には今は云ぬやう也。伊勢物語に。おかし男ありけり。名人の碁打へ石なほされにいきけり云々。よことに上手をつけてうたせければ。うてど疊かたで手もなほらざりけり。さてよめる。「一二つわが手なほらぬ者ならば。よひ／＼ごをばうちもしなゝん」とよめりければ。いとやさしかりける。あるしゆるしにけり。二人勝負なきを持といふ。是は誤なり。榊巻談苑に。勝負なきを莆(ツン)といふ。通玄集に見えたり。こゝに持といへと。持はせきのをなりといへり。そは漢土のさた也。左傳正義。奕棊不レ能ニ相害一爲レ持と。この持は碁のみにいふにあらず。もと歌合の判に優劣わかり難きを持といふ。もち合ふ義なり。やかて音にて持ともいへり。これをとりて碁にもいふなり。古昔碁子。貴人及高手黑を用ゆ。今しからずといへり。前にもいへるごとく。上手とて黑を取にあらず。貴人長者は黑をとる也。二人同等の人ならば。上手のかた取へきにや。貞德が油粕「握られん物かやたゞは置ましや。調半とふもつらき碁がたき」。吾吟我集「ちやうはんと名のりかけ碁の勝負には。ぬすみをするは道理せんばん」。續山井「握る手をてうか半とやかき蕨(如貞)」。今碁將棊双六の三つの內。碁にはむだ言をいひつゝ打つこと

稀なり。世話盡（明曆二年刻）。打たる狸のはら鼓。御地何ほど蛭の瘡尋。その外少少出せり。其内手みせきんとありて。註に三盤にわたると書たり。今略きて手みきんといふ。廣く賭博に用とかや。續山井「花のあとや風の手みきん石の竹。政好」。「手ぞみたき風にみたれ碁石の竹。山石」。大家の人この技に巧手なるは希なりと見ゆ。寬政中雲州老公初段になられしに。免狀の例なく。林門悅これ漢文に書たりとぞ。恭惟。閣下嘗以國務之暇。遊衍群藝之場。好圍碁。頗得其妙。蓋以韜略盈虛之機。符於此技者歟。今茲寬政十二年辛酉新正。門悅與同職等謀。謹品第一級位最初矣。自今而後對於上手。不過布置三碁子。閣下因是而進焉。則奇正相生循環無端。至五級六級亦何爲難也哉。林門悅再拜。上羽林次將備前州大守源老公閣下と書けりとぞ。【亂碁】拾遺集に。圓融院のみかと一品のみやにわたらせ給ひて。らんごとらせ給ひけるに。まけわざを七月七日にとみゆ。圓融院扇合に宮の御方にうへおはしましてらんごとらせ給ひ。かたせ給へるかちわざ。六月十六日にうへせさせ給ふ云々。其歌七夕天河をよみたる多ければ。六月十六日は誤なり。またかちわざといふをはなし。かたせ給へるとは負といふをいみ嫌ひてかくいへり。新千載集天曆四年五月。圓融院らんごとらせ給ひける時。人々歌奉りし中に。「あしたづのむれゐる澤のさゞれ石の。千代の數ともおもほゆるかな」。增鏡（五）うちの〻條。らんご負おほひてまりへんつきなどやうのことども。思々にしつゝ日をくらし給へば云々。鹽尻に亂碁は指につけて碁子を取。多く得たるを勝とする也。名物考に。今も童子の戲に亂碁とて。白石のみにて四ッ目殺しといふをなす。それをいふなどありて定かならず。今碁盤の筋のうへに石をならべ。其筋を順に石をとる。筋違にはとらぬ事あり。これらも亂碁の遺法か。享保中の板にて智惠較と云ものあり。四ッ目惣どり碁と云あり。これ名物考にいへる者なるべし。此外に四ッ目總どり。三ッ星そうどり共云あり。何れもいくたりにても順にとりてまはすなり。又一人にてとるは。ひろひ物とももとりもの共云。其形升八ッはし矢篤字等あり。寬保三年刻御伽双紙と云者に。ひろひ物には中字井筒などさまざまあり。いづれもごばんの筋を順にあともどりせぬやうにとる也。碁石にてする戲色々あり。又三才圖會に【圍碁詞】衝。幹。綽。約。飛。闗。劄。粘。頂。尖。覘。闗。打。斷。行。立。捺。聚。點。跨。夾。拶。嶭。勒。撲。征。持。殺。紊。築。といへり。圍碁は消閑の具には最もよきものなれば。今も盛に世に行はる。また碁石にて種々遊戲するわざ。まゝ子立。はじき碁などいふあり。今一々しるさず。

井コモリ　居籠。（ワカエビスを見よ）

井サム　遺產を處分するの法は。法曹至要鈔に云。處分任二財主意一事。戶令に云。應レ分者家人。奴婢田宅資財。惣計作レ法。嫡母。繼母。及嫡子。各二分。庶子一分。女子減二男子之半一。若亡人存日處分。證據灼然者不レ用二此令一。喪葬令。身喪。戶絕無レ親條云。若亡人存日處分。證據分明者。不レ用二此令一。」義解云。謂三證驗不二相須一也。言下雖レ無二證人一而亡人署記。足レ應二驗據一。及雖二署記不一レ在而證人分明者。並不レ用二此令一。案レ之。遺財處分之道。雖レ有二分法一。財主見存之日。任二其雅意一可二處分一者也。また。財主亡。無二子孫一事。葬喪令云。身喪。戶絕。無レ親者。所レ有家人。奴婢。及宅資。四隣。五保。共爲二檢校一財物營二盡功德一。其家人。奴婢者。放爲二良人一。若亡人。存日處分證據分明者。不レ用二此令一。案レ之。除二子孫一之外。雖レ有二伯叔。并兄弟等一。皆是不レ在二得レ分之親一。雖レ然。伯叔以下等。相共摠二計亡者財物一。宜レ營二盡功德一。但財主存日處分畢者。如二上條之說一矣。」また。父遺財支配事。戶令云。應レ分者。家人。奴婢。田宅資財。摠計作レ法。嫡母。繼母。及嫡子。各二分。庶子一分。兄弟。亡者子。承二父分一。其姑。姉妹在レ室者。各減二男子之半一。寡。妻妾無レ男者。承二夫分一。若欲二同レ財共一レ居。及亡人存日處分。證據灼然者。不レ用二此令一。案レ之。假令。父遺財有二布七十五端一。嫡母二十端。繼母二十端。嫡子二十端。庶子十端。女子五端。以レ之爲二分得之法一。若財主存日有二分與財一。證據灼然。今准二此分法一。有二不レ足者一。併計可二滿與一也。若有レ餘者。更不レ可二折取一。若嫡子未レ預二分財一。身亡。其妻在レ室守レ志者。可レ與二夫分一。不レ可レ論二有レ子無一レ子。但庶子之妻亦同母遺財支配事。戶令應レ分條義解云。問假令嫡妻有レ子。共承レ分之后。其母改嫁。即齎二已及子財一。適二後夫家一。其後母亡。所レ有財物。須レ入二何人一。答。令有下妻承二夫財一之文上。而無下夫得二妻物一之法上。即須レ與二其子一。不レ可レ入レ夫。其於レ母者。無二嫡庶之名一。分二其財物一者當レ從二均分之法一。案レ之。假令有二十人子一。其母未二處分一亡者。所レ有遺財將二以均分一。有二十端布一者。不レ論二男女嫡庶一。各可レ得二一端一之類也。」僧尼。不レ預二父母遺財一事。僧尼令云。僧尼。不レ得下私蓄二園宅財物一。及興販出息上。戶令應レ分條。說者云。僧尼。不レ可レ預二遺財一。緣二身資用一之物分與無レ妨。」案レ之。僧尼。出家。除レ貫之者也。身離二貪婪一。心食二忍辱一。三衣。一鉢之外。不レ可レ蓄二財物一。若遺財之中有二佛具。衣鉢之類一。是緣二身資用一。分與可レ無二其妨一。自餘財物不レ可レ與レ之。」妻財物。不レ入二分法一事。戶令應レ分條云。其妻家所レ得。不レ在二分限一。案レ之。假令。嫡。繼妻等。從二妻之祖家一齎來。與レ夫同レ財。夫死後。分二遺財一之日。如レ元

可二還與一也。准二分法一不レ可二併計一。【亡妻財】不レ還二妻祖家一。夫可レ領事。戸令應レ分條末云。妻家所得不レ在二分限一。未レ知妻亡者。其財何。答。妻之子得耳。未レ知若夫得乎。答。無レ子者。夫得耳。不レ還二妻之祖家一也。」案レ之。夫妻同レ財之故。亡妻無レ子之時。其遺財者。不レ還二妻之祖家一。夫可レ令二領掌一矣」。【男子之子。受二亡父分一事】戸令應レ分條云。兄弟亡者。子承二父分一。義解云。謂二兄弟亡一者。既曰二兄弟一。即姉妹之子不レ在二此限一也。子承二父分一者。謂稱レ子者男子也。即嫡子之子。承二嫡子之分一。庶子之子。承二庶子之分一也。」案レ之。假令嫡子先亡。其父後亡。嫡子有二一男一女一者。以二嫡子所レ得之二分一。可レ與二一男一女一。二男一女。更作二其分法一。各可二分得一。若爲二同母一者依レ無二異レ財之道一。可二同レ財共ト居一。」但女之子。不レ可レ受二亡母之分一也。」【諸子均分事】戸令應分條云。兄弟俱亡。則諸子均分。義解云。謂假有二兄子一人。弟子十人一者。總爲二十一分一。各得二一分一也。」按レ之。財主未二處分一。幷嫡庶子不レ得レ分。死去之時。不レ論二嫡庶子之子一。各可レ得二一分一也。至二于女子之分一者。具見二于下條一矣。」【姑得分事】戸令應分條云。其姑。姉。妹。在レ室者。各減二男子之半一。義解云。謂三姑。及姉。妹各得二諸子之半一也。」按レ之。嫡子行レ分之時。已無二姑之分一。兄弟俱亡之後。諸子行レ分之日。有二姑之分一。以レ之謂レ之。稱レ姑者。嫡。庶子之姉妹也。即是諸孫之姑也。稱二姉妹一者。是諸孫之姉妹也。全非二財主之。姑。嫡庶子之姑一也。各減二男子之半一。可レ得レ分者也。」【父母處分用二後狀一事】戸令應分條云。若亡人存日處分。證據灼然者。不レ用二此令一。喪葬令。身喪。戸絶。無レ親條云。若亡人存日。處分證據分明者。不レ用二此令一。鬪訟律云。子孫違二犯教令一者。徒一年。又條云。告二祖父母。父母一者。絞。説者云。死生亦同。」按レ之。父母教令。死生不レ變。承而可二周旋一。豈敢可二違犯一哉。然則數度雖二改易一。以二最後狀一可二受領一。依レ無二告言。理訴之道一也。」【處二分子孫一之物。子孫死後。不二返領一事】戸婚律云。祖父母。父母在。而子孫別レ籍。異レ財者。徒二年。若祖父母。父母。令レ別レ籍者。徒一年。子孫不レ坐。疏云。但云レ別レ籍不レ云レ令レ異レ財者。明二其無ト罪也。説者云。已異後不レ可二悔還一者。」案レ之。於二父母之令ト異レ財者。受領之子孫。無レ有二其罪一。又已異後不レ可二悔還一。況子孫亡有二妻子一者。妻子可二傳領一。父母更不レ可レ返二領之一。」【養子承レ分事】戸令應分條云。女子半分。養子亦同。」案レ之。養子之法。無レ子之人。爲レ繼二家業一。所二收養一也。然者其養子。可レ總二領養父之遺財一也。若有二嫡庶女子一之時。收養子者。分レ財之日同二于女子一。可レ與二庶子之半分一也矣。」【不孝子不レ預二財物一事】鬪訟律云。子孫違二犯教令一。及供養有レ闕者。徒二年。説者云。不孝之子。不レ可レ預レ財者。」案レ之。至二于不孝之男女一。不レ預二父母之遺財一矣。」【改嫁妻妾。不レ承レ分事】戸令應分條義解云。嫡母。繼母。各二分。謂二家長之妻夫亡寡居者一也。若未レ分之前。改嫁適レ他者。不レ可レ得レ財者。」案レ之。夫亡。而未レ分之前。改嫁之妻。不レ可レ預二其財一者。」【僧尼。遺財支配事】戸令應分條義解云。問僧尼。嫁娶生レ子。亦既私有二財物一。即僧尼身死。若爲(イカンカ)處分。答。僧尼嫁娶。及私蓄二財物一。並是破二戒律一犯二憲章一。其若二在生之日一。即國有二恒典一。然而僧尼其身既死。雖二是違ト法。亦有二妻子一。即所レ有財物當レ與二其妻子一。但於二僧尼一。既無二嫡庶一。至二其分ト財。須レ依二均分法一。」案レ之。僧尼遺財。妻子可二均分一。即嫡妻。繼妻。男女子等。各得二一分一之類也。【僧尼遺物。弟子可二傳領一事】名例律云。僧尼若於二其師一。與二伯叔父一同。於二其弟子一與二兄弟之子一同。戸令云。無レ子者聽レ養二四等以上親於二昭穆一合者一。説者云。四等以上者。謂二兄弟之子一。儀制令。五等親條義解云。兄弟之子。猶レ子。引而進レ之。」案レ之。遺財處分。爲二俗人一雖レ儲レ法。爲二僧尼一不レ立レ制。只以二因准之文一可レ案二折中之理一。假令。僧尼身亡。有二遺物一有二弟子一。聖教經論之類。相承諸法之者。便可二傳得一。自餘佛具。衣鉢之類。各[illegible]レ狀可二均分一。是則准二俗人之法一。兄弟之子者猶レ子。至二收養之時一爲二得レ分之親一。今僧尼於二其弟子一。可レ比二俗人之養子一歟。但准二養子一之條。隨レ事可二案得一歟。」右は古來遺財を處分するの定規を立られたるもの也。中古の制は。如何樣にありしや知らず。【德川幕府の制】は。かの百箇條といふものゝ中に。跡式出入取捌の條に。加判人有之。継成讓狀。幷加判人無之共。當人自筆にて。印形無相違。書物怪敷無之においては。讓狀の通跡式可申付。格別の筋違に候はゝ吟味の上。筋目者へ可申付事とあり。これは跡式讓受の事にて。訴訟に及ひし時の例をいへる也。また地方落穗集。村方欠落者跡式の事といへる條に。村方欠落者日限尋申付相見えず。永尋に成ても相知れず。右の者所持の田地家財等ありて。咎なき者なれば。欠落には相成らず。若し妻子なくば。品に寄り分散にもなるなり。然し當人知れざる上は。貸方は先は取上なし。然れ共家督相續の者あらば。其者引受るとなり。惣じて御咎なき者なれば。決して御取上の儀伺ひ申間敷となり。心得違にて御取上伺ひし類もありし處。附紙に右の通下知ありしなり。」また所拂の者跡式の事の條に。所拂の者。跡式は拂ひなし。然れ共決したる法と申にてはなし。但し伺に。田地。家財等。妻子に被レ下候樣にと申儀は。書ざる筋の由。事々により品々あるを故。其節御內意伺ふべきなり。これは地方代官なとの心得を示せるものなり。【明治維新の後】十一二年の間。失跡。並に死亡の者。遺財處分法。諸縣よりそれぞれ內務省へ伺ひしに。失踪。逃亡の遺財は。家族保管し。家族なきは親戚。親戚なきは郡區長。役場にて保

井サム
井サム

存し。本人歸來せば。返附すべし。負債償却は。裁判の處分に任せ。相續人を立つるは。二十四ヶ月を過れば不レ苦。死失跡。相續人これなき遺財と。負債償却は。同前裁判の處分に任せ。其餘は親戚の協議に任すべし。親戚これなきか。或は親戚あるも。遺財取扱を望まさる時は。官沒して恤救費等に充つへき旨を指令ありたり。これらの事。民法制定以前にては。時に臨みて。方法を伺ひ。處置すへき事也(以上諸縣の伺并に指令ら種々あれど。今は其大要を節して書せり)。明治二十九年制定にかかる現行相續法に於て。戸主の財産は當然家督相續人に移り。戸主にあらさるもの死亡したるときは遺産相續開始す。遺産相續人たるを得るものは。第一に死者の直系卑屬は親等の最近きもの先つ之を受け。親等相等しきときは同順位に於て相續す。直系卑屬なきときは第一に配偶者。第二に直系尊屬。第三に戸主之を相續す。死者の子親に先ちて死去せるときは。孫は其父母と同樣に相續し。死者に害を加へ若くは相續の先順位者を害したるもの。及遺言を害したるものは相續權なきものとす。相續人なき場合に於ては其財産は國庫の有に歸するものとす。同順位の相續人數人ある時は皆平分するを原則とするも。庶子及私生兒は嫡子の二分の一を受くるものとす又。死者が其財産を處分するの自由は。其の相續人の爲に制限せらる。之を遺留分といふ。即ち法定の家督相續人及直系卑屬の遺産相續人の爲には。死者財産の半額。其他の家督相續人及遺産を相續すへき配偶者。若くは尊屬の爲には財産の三分の一を遺留すへきものとす。若し此限度を超えて贈與若くは遺贈をなしたるときは。相續人は返還を請求する權利あるものとす。

井シキ　カイ井　違式詿違。(井ケイザイを見よ)

井シツブツ　遺失物。人の遺失せしもの。又それを拾ひたるもの丶處分法。大寶の律令。已に明文あり。捕亡令に云。凡得二闌遺物一者。皆送二隨近官司一。在レ市得者。送二市司一(謂凡闌遺之物。送二隨近官司一。恐皆在レ市得者。納二於京職一。故云レ送二市司一也)。其衞府巡行得者。各送二本衞一。所レ得之物。皆懸二於門外一。有二主識認者一。驗レ記責レ保(謂記者。案記也。保者。保證也。驗レ記責レ保。不二必相須一也)。還レ主。雖レ有二記案一(謂亡失之狀未レ申二官司一者也)。但證據灼然可レ驗者。亦准レ此。其經二三十日一。無二主認一者。收掌仍錄二物色一。牓レ門。經二一周一無二人認一者。沒官錄レ帳。申レ官聽二處分一。沒入之後。物猶見在(謂雖三貿貨在二他處一。其物見在者。亦是即與二律正贓一義同)。主來識認。證據分明者還レ之。」雜律云。得二闌遺物一。滿二五日一不レ送レ官者。各以二亡失罪一論。贓重者坐レ贓論。廐牧令云。國郡所レ得闌畜。皆仰二當界內一訪レ主。若經二二季一。無二主識認一者。先充二傳馬一。」法曹至要抄云。得二闌遺之物一。五箇日之內。須レ送二隨近之官司一。不レ送官之時。有二亡失之罪一。亦闌畜者。可レ如二令條一矣。」さて德川氏の時代。捨ものなどある時の處分は。仕置百ヶ條に。拾物之事。一。拾ひ物の儀訴出候者。三日晒の上。落主出候はゝ。金子は落主と。拾ひ主と半分宛。爲取可申候。反物類は。不殘本主へ爲相渡。相應の禮を可致事。但落主不相知候はゝ。六ヶ月見合置。彌主出不申候はゝ。拾候ものへ不殘爲取可申候。一。拾物致し不訴出。於レ顯は。金子にても。品にても。遺捨又は賣拂候はゝ。此儀は不及咎。」又變事早見といふ書に。一。拾物。右は其場所不動。番人附置。右近所辻番人等にも爲見御屆可申候。金銀等。品おもきもの。手輕き品は。其所の留守居。目付。立合封印付。辻番所へ引取番人附置可申事。」また古今制度集に。拾ひ物之事。海陸の無隔。諸色ヒロイ候はゝ不レ移二時日一番所へ指上。帳に付也。若し右之拾ひ物かくし置。盜物などなれば。盜人と申かけられ候ても。申分立かたき也。とあり。右の如く其取扱上簡畧なりしに。明治革新ののち。十一年四月警視局より左の通り達せられたり。遺失物及び置贓物。漂流物等取扱心得。左の通り相定候。此旨相達候事。但從前の達指令等。之に牴觸するものは取消の義と可相心得事。遺失物。及び置贓物。漂流物等。取扱心得。第一條。遺失物及置贓物を得るの訴あるときは。各署互に通報し。第一號書式に準し。三十日間揭示すべし。但し置贓物の揭示は探索張込等を要する者に限り。便宜猶豫するを得。」第二條。漂流沈沒に係るの物品。若くは船筏材木等の訴あるときは。總て明治八年太政官第六十六號公布に照して處分し。其揭示書式は遺失物に準ずべし。」第三條。價額十圓以上の物品又は十圓以上の金錢及諸車舟筏其他。物主に於て必須と思量すべき物品。新聞紙へ揭載。廣告の爲め。其件名は勿論。得者の姓名及び拾ひ得たる處の地名。並に月日等詳細記載して速に本署へ開申すべし。」第四條。其本署へ開申し。新聞紙へ揭載廣告するものと雖も。必す各署に揭示し。而して其處分の顚末も亦本署へ屆け出べし。」第五條。一時出京せし他管下の人民。遺失物を拾ひ得て訴出る者。一年內歸國するときは。後日處分の爲めに代理人を立置かしむべし。若しも代理人なくして歸鄕せしときは。處分の上。手續書を添へ。本署へ開申し。本署よりも報勞金(物主なき時は其原物)等を便宜送致す。但送致に付ての費用は其金額又は物品中より引去るべし。」第六條。凡遺失物一年內物主明白なるときは双方(代理人にても妨けなし)呼出の上。遺失物取扱規則第四條の通り。入費并に報勞金等を付與すべき旨を物主へ申渡すべし。若し物主に於て報勞金等を付與せ

ず。或は故障を申立者あるときは。更に取調べ。相當の處分をなすべし。」第七條。前條申渡の上得者に於て入費幷に報勞金を受けず。該品を物主に全還し。或は物主より得者に例外の謝金を與ふる等相對示談するは。双方の隨意たるを以て。之を準理するに及ばず。」第八條。遺失物の價額を爭ふ者あるに由り評價人を雇ひたるときの給料は。遺失物價額中より拂はしむへし。雇料は一日五十錢の割を以てすへし。」第九條。掲示日限を過ぎ。物主なき遺失物の內。長大にして領置不便のもの。又は破損し易き者等は。遺失物取扱規則に準擬して之れを公賣し。其の代價を以て現物と見做し。一年領置することを得べし。尤も貴重幷に希有の物品は此限にあらず。但諸車を公賣するときは其檢印を削除すべし。」第十條。漂流物に在ても長大又は腐朽の虞ありて。耐久領置し難きものは。前條に準し處分するを得。但船筏は此限にあらず。」第十一條。甲署管轄地內に於て。遺失物等を得て。乙署に出訴する者あるときは。其所管の自他を論せず。總て訴を受たる署に於て處分すべし。」第十二條。官沒の遺失物は第四課へ。置贓物又は應禁物等は第三課へ(第三號書式に準し)。明細書を副へて納付すべし。」第十三條。官廳內の遺失物は何人の拾取するに論なく。一年內に物主あるは之を全還し。物主なきは官沒すべし。」第十四條。鐵道列車內竝にステーションに遺失したる物品は前條官廳內の遺失に擬して處分すべし。」第十五條。陸海軍及び警察官其他官之徽章ある服帽を拾ひ得る者は通常遺失物を以論ず。但一年內に物主なくして之を得者に給するときは其徽章を去るべし。」第十六條。私印を拾ひ得る者は通常遺失物を以て論ず。其一年內に物主なくして之を得者に給するときは其印面を磨滅すべし。但實印等の外書畫遊印の類にて。後害の虞なきは磨滅の限にあらず。」第十七條。金穀貸借證券若くは爲替手形切手の類を得る者。物主に於て必要とする時は。相當の報勞金を出し。又は費用等を償なはしめ。其不用なるは雙方の日前にて之を破毀すべし。」第十八條。車中の遺失物を車夫或は車主より訴へ出。一年內に物主明白なれば之に還付し。相當の費用を償なはしむべし。若し物主明白ならさるときは車夫或は車主へ給付すへし。」第十九條。郵便物を拾ひ得て訴出るときは。該品を驛遞局又は最寄郵便局に交付し。其報勞金入費金等の如きは。遺失物取扱規則第十條に依り。驛遞局より拂はしむ可し。」第二十條。郵便切手竝に證券印紙等を拾ひ得るは通常遺失物の例に依て處分すへし。」第二十一條。飲食物を拾ひ得る者其の原價五十錢未滿と見做すべきものは直に全給すべし。」第二十二條。放逸せる牛馬等を繫留して訴出るときは。之を本人に領置せしめ。若し其の領置し難きは便宜之を處置し。遺失物取扱規則第八條第九條第十條に照し。處分すべし。」第二十三條。兎は直に得者に給與すべし。但蓄養せんとする者は納税すべき旨を申聞べし。」第二十四條。火災の後其の塲に遺却せる物品を拾ひ得る者物主明白なれば双方の事情を量り。或は物主に全還し。又は費用報勞金等を拂はしむるとあるべし。」第二十五條。無檢印の舟車を得る者期限內に物主明白なれば先つ其の無檢印の事由を糺し。犯則者と認むる者は其の向へ送付し。處分濟の上更に漂着物或は遺失物取扱規則に照して其處分を爲すべし。但し期限內に物主なくして得者に給するときは。府廳へ申出。檢印を受くべき旨を申聞べし。」第二十六條。邸內空屋或は藩園ある地內等に遺棄したる物品を拾ひ得る者も亦第二十四條の處分に依るへし。」第二十七條。盜賊去りし跡にて拾置たる物品は。其賊を得れは物品を併せて。第三課に送付し。一年內に其賊縛に就かざれば官沒すべし。但事主明白なるものは賊縛に就ずと雖も。直に還付すへし。尤罪採偵の用に供する爲め。便宜之を領置するとを得べし。」第二十八條。浴屋或は客店等に於て。他の換易し殘し置たる物品は。三十日間に其蹤跡を得ざれば被換者に給す可し。若し被換者知る可らざるときは一年間領置の上其店主に給す可し。」第二十九條。市店の物品を買ふと稱して。其代價の代りに預け置きたる物品。若くは。酒食料に引當し預品は。三十日內に其蹤跡を得す。及ひ其事主不分明なるは被換者又は預主に給すべし。但檢探の用に供するとあるときは一年間領置するを得。」第三十條。凡そ茶店酒肆等に於ける預け品及ひ遺失物主は一ヶ年內に事主分明ならざれば店主に全給すべし。」第三十一條。凡そ一時隱埋せし處の物品を得る者は諸人の自在に出入通行を得るの塲處に於てせるは遺失物取扱規則に依り處分すべし。」揭示書式署す。また刑法第三編第二章第三節に左の條項を設く。第三節。遺失物埋藏物に關する罪。第三百八十五條。遺失及ひ漂流の物品を拾得て隱匿し所有主に還付せす。又は官署に申告せさる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し。又は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」第三百八十六條。他人の所有地內に於て。埋藏の物品を掘得て。隱匿したる者は亦前條に同し。」第三百八十七條。此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に揭けたる親屬に係る時は其の罪を論せす。右の三百七十七條と云ふは。祖父母。父母。夫。妻。子。孫及ひ其配偶者。又は同居の兄弟姉妹。互に其財物を竊取したる者は。竊盜を以て論するの限に在らす。若し他人共に犯して。財物を分ちたる者は竊盜を以て論ずといふの一條なり。民法にも遺失物につき

規定し。又明治三十二年法律第八十七號遺失物法に。遺失物の拾得者は必ず之を遺失主若くは警察官署に差出すへきものとし。同官署は禁制品にあらさる限り之を所有主に返し。若し所有主知れさるときは公告をなし。一年を經るも所有主出てざるときは之を拾得者に交付す。若し之を所有主に返したるときは其費用報償として百分の五以上。百分の二十以下の代價を受く。之に反して拾得者七日內に屆出てす。又は返還後一ヶ月を過ぐるときは報勞金を請求するを得ず。其拾得物の腐敗し易きとき及保管に困難なる場合には警察官之を公賣し。代價を以て所有主に交付するを得るものとせり。

井シム　維新。(メイヂ井シムを見よ)

井チヨク　違勅。官吏詔勅に違へるの罪を。違勅の罪といふ。法曹至要抄云。職制律云。被ニ詔書一有レ所ニ施行一。而違者徒二年。失錯杖八十。」案レ之。奉ニ詔勅一之人。故違ニ其旨一之時。處ニ此科一可ニ禁獄一。但失錯之時得ニ杖罪一。因レ玆有ニ位蔭一之人。至ニ于減レ贖之科一矣。」新律綱領に。詔書有レ違。凡詔書を奉し施行するに。官吏故さらに違ふる者は徒二年。失錯する者は杖八十。誤寫する者は笞四十。未た施行せさる者は一等を減す。若し官の文書を施行するに。故さらに違ふる者は杖八十。失錯する者は笞五十。誤寫して事に害ある者は笞三十。省臺寮司府藩縣の文書を。故さらに違ふる者は並に杖七十。失錯する者は笞四十。誤寫して事に害ある者は笞二十。餘の文書は各一等を減す。害あらさる者。及び未た施行せさる者は。並に論すること勿れ」と見えたり。改定律例、および刑法には。此條見えず。唯天皇の緊急勅令に於て刑罰を附する命令を發するは。憲法の認むる處にして。明治二十三年法律第八十四號を以て。法律の委任により。勅令に一年以下の禁錮及貳百圓以下の罰金に處すべき刑罰附帶の勅令を發するを得。然れとも罰則なき勅令は。之に違反するを以て直に罪となすことこれなきなり。

井デム　位田。田制篇云。親王の品階及王臣。五位以上の位階に隨ひて田を賜ふ。各差等あり。是を位田といふ。輸租田なり。身亡すれば是を收む。女は男の三分の一を減ず。但減ずること町に止まりて。段步に至らす。品田は親王內親王。俱に同じ。嬪以上も亦減せず。天平寶字二年に。尙侍尙藏も亦全給とす。外位は內位の半を減ず。內位は無故不上二年以上を經れば給する事を停め。外位は一年にして之を停む。位田を給すべくして未請はず。或は未足らずして身亡すれば。子孫追請することを得ず。追收の法は。口分田に同じ。神龜三年制して。五位以上薨卒の後。六年を限りて其の位田を收むることゝす。寶龜九年の制。薨卒の後仍一年を給し。子無き者は當年これを收む。延曆十年に至り。有子。無子を論せず。同く一年を給す。僧尼にも位階に准じて。位田を賜へる、とあり。位田は二分とし。一分は畿內。一分は外國に於てこれを給し。一處十町に過ぐることを得ず。授給の後。崩埋侵食せるあるも改め給せず。乘田を以て品位田に充つべくは。余町を以て給す。諸國の品位田帳は。稅帳使に附して。每年これを進ず。無主の品位田は。穀倉院に移して。其の地子を收めしむ。位田を改給するには。民部省の充文を以てす。位田未授の間は輸地子田なり。」田令義解に曰。凡位田。一品八十町。二品六十町。三品五十町。四品四十町。正一位八十町。從一位七十四町。正二位六十町。從二位五十四町。正三位四十町。從三位三十四町。正四位二十四町。從四位二十町。正五位十二町。從五位八町。女減ニ三分之一ニ(謂此依レ町減。不レ至ニ段步一也)。集解に。釋云。案レ令。外位亦同也。但神龜五年三月二十八日格云。外位者。內位減レ半給レ之。女減ニ三分之一一。无故不上經ニ一年一者停レ給。按內位无故不上經ニ二年以上一者停レ給也。釋云。嬪以上者。不レ在ニ減例一。事具ニ祿令一。或說祿令云。其嬪已上並依ニ品位一給ニ封祿一。即以外雜物。皆減給耳者。非也云々。空云。女減ニ三分之一一。謂親王亦同。但嬪已上。依ニ祿令一不レ減耳。問或云。依レ町成ニ三分一。或云。割ニ段步一爲ニ三分一。兩說何。答依レ文。稱ニ町以上一。然別ニ三分一謂ニ以レ町作ニ三分一。不レ成ニ段步一。亦貧爲レ從レ重故也とあり。農政座。右に。これを彼奴婢に作らせ。穫稻を皆收むるとと見えたり。奴婢の不稅の口分田あるは。これが爲なるべし。然らは八十町は現米二千石。七十四町は千八百五十石。六十町は千五百石。五十町は千二百五十石。四十町は千石。三十四町は八百五十石。三十町は七百五十石。二十四町は六百石。二十町は五百石。十二町は三百石。八町は二百石なりといへるが如し。又田令義解云。凡給ニ職田位田一人(謂案。職田。位田者。據ニ先既給訖一。不レ可ニ更稱ヒ應。或是衍文乎。其職田位田。得ニ職位一則授。去者則收。皆不レ待ニ班田年一也)。若官位之內。有ニ解免一者。從レ所ニ解免一追(謂解。解官也。免。免官也。假有正三位位田四十町。犯ニ免官一者。三載之後。降ニ先位二等一叙ニ正四位上一。即依ニ正四位一給ニ二十四町一之類也。若解官者追。亦如之也)。其除名者。依ニ口分例一若有ニ賜田一者亦追(謂此亦爲ニ除名者一立レ文也)當。家之內有下官位及少ニ口分一應上受者。並聽ニ迴給一(謂口分田者待ニ班田年一乃給也)。有レ乘追收。凡應レ給ニ位田一未レ請。及未レ足而身亡者。子孫不レ合ニ追請一。」又聖武天皇紀云。神龜三年二月庚戌朔制。五位已上薨卒之後。例限ニ六年一。勿レ收ニ其位田一。此條の考證に。紀略無ニ勿字一。疑而字之僞と云る

は可レ然考なり。而の字なればよく聞えたり。類聚三代格。神龜五年三月二十八日。太政官より。外五位の位祿位田賻物等の條中に。各內位祿料減レ半給レ之。如无レ故不レ上經二一年一者停レ給(女減二三分之一一)とあり。また天平元年十一月癸巳。太政官奏。親王及五位已上諸王臣等位田功田賜田。幷寺家神家地者。不須改易。便給本地。其位田者。如有情願。以上易上者。計本田數任聽レ給之。以レ中換レ上者不合與理。縱被聽許。爲二民要須一者先給二貧家一。其賜田人先入二賜例一。見無二實地一者。所司即與處分。位田亦同。餘依二令條一許レ之。」租稅志に。本地を給ふとは。收授の時。其地を改易せす。舊に依て之を給ふを謂なりといへり。また淳仁天皇紀云。天平寶字四年十二月戊辰。勅准レ令給二封戶一事。女悉減レ半。尙侍尙藏掌旣重。宜レ異二諸人一。量須二全給一。其位田資人並亦如レ此。これは舊制。位田は女は三分の一を減し。資人は半を減する定なるを。これは全く給はる也。また光仁天皇紀云。寶龜九年四月甲申。勅。自レ今以後。五位已上位田。薨卒之後一年莫レ收。租稅志の案に。神龜三年。薨卒收田の制を立て。六年とす。是に至り改て一年とす。延喜式に。此文と同意のものあり。相距ること百數十年。其法の因仍したること知るへしといへり。桓武天皇紀云。延曆十年二月辛亥。先レ是五位已上位田。身歿之後。例給二一年一。如無レ子者。當年收レ之。至レ是無レ問二有レ子無一レ子。聽三同給二一年一矣。また類聚三代格云。省二去神龜五年奏一。五位已上子孫累レ世冠蓋。及明經秀才堪レ爲レ儒者即敍二內位一。自餘先敍二外位一。積レ勞入レ內。其外位位祿。位田賻物者給二內位之半一(女減二三分之一一)云々。但位田。位祿。賻物之數。蔭階資人因二修前例一。主者施行。また日本後紀云。延曆十六年二月癸亥勅。從五位上。島野女王。百濟王孝法。百濟王惠信。和氣朝臣廣子。橘朝臣常子。紀朝臣內子。紀朝臣殿子。藤原朝臣川子。錦部連眞奴。從五位下。弓削宿禰美濃人等位田。宜二准レ男給一レ之。また類聚國史云。平城天皇。大同元年十二月□勅。比年之間。諸國挍定所レ申位田。依レ帳班二給新叙位人等一。而僉云。所レ給位田。或崩埋成レ川。或荒廢不レ堪レ爲二位田一者。夫位田之設。爲レ優二其主一。若所在國司。自今以後。挍田之日細挍令レ申。不レ得二更然一。これは。地方官へ。挍田の事を綿密になすべきよしの勅諭なり。また延喜民部式云。凡外五位位田者。減二內位半一。これは前に出せる。類聚三代格。神龜五年三月の奏條にも見えたり。」また云。凡。位田者。各爲二二分一。一分給二畿內一。一分給二外國一。其一處所レ置不レ得レ過二十町一。但授給之後偏號成川。不可必改給。若非常流損之國明下成二淵潭一之處上。依レ實許二相換一。荒田不レ在二此限一。租稅志の案に云。畿內の地。延袤限あり。而して位田。盡く畿內に於て之を給せは。民に班つ地なきに至らん。故に半は外に給す。若し其給する所の田流亡すれば。實を檢して。代地を給ふ。其自ら怠て荒廢する者は給はざるなり。式に又云。凡但馬。紀伊。阿波等國不レ得レ置二位田一。これは已に桓武天皇。延曆二年に勅して。但馬。紀伊。阿波の三國は。もと公田少く。班給するに足らす。然るに王臣の家競ふて位田を受け。民の要地を妨ぐるにより。以後永く停止に從へとの趣あり。式に又云。凡位田者。薨卒之後一年勿レ收。凡授二品田一者。親王。內親王。其數一同。凡乘田可レ充二品位田一者。以二全町一給レ之。凡諸國品位田帳。附二稅帳使一。每年進レ之。凡無主品位田移二穀倉院一。令レ收二其地子一。」以上民部式に載る所。位田に關する條なり。また政事要畧云。應レ令三穀倉院勘二納无主位田地子稻一事。右得二彼院今月十日解一曰。謹案二式條一偁。无主品田。位田移二穀倉院一。令レ收二其地子一。如二此文一者。不レ論二畿內。外國一。院可レ收二地子一者也。而只收二畿內一。不レ勘二外國一。然則或與二式所レ行。彼此相違。加以授二給位田一。各爲二二分一。一分給二畿內一。一分給二外國一。爰民部省所レ行件國。號レ准二畿內一。普給二諸大夫一。若其不レ給之間。爲二无主位田一。至二于其地子物一幷附レ帳言上云々。天曆五年十二月二十七日。また朝野群載卷八云。民部省位田充文。民部田所。改二給從五位上。藤原朝臣。位田拾町一事。大和國。城下郡。參條參里陸坪一町(元同)。柒坪一町(元同)。路東十五條貳里參坪一町(元同)。捌坪一町(元同)。玖坪壹町(元同)。參條二十里十二坪一町(元同)。拾肆坪壹町(元同)。拾陸坪壹町(元同)。同郡西鄕。拾伍條貳里參坪壹町(元同)。捌坪一町(元同)。右位田改給如件。寬治八年五月二十日。案主史生惟宗云々。」また拾芥抄卷中末云。位田事。五位已上男女皆給二得敍府二分一。畿內一分外國一分。所不レ過二十町一。女親王不二半減一。偏在二諸國一。但馬。紀伊。阿波。無二位田一。待二敍府充一。」さて位田を僧尼に賜ひしは。聖武天皇紀云。天平元年八月癸亥云々。又勅。唐僧道榮身生二本鄕一。心向二皇化一。遠涉二滄海一。作二我法師一。加以訓二導子虫一。令レ獻二大瑞一。宜擬二從五位下階一。仍施二緋色袈裟幷物一。其位祿料。一依二令條一。また淳仁天皇紀云。天平寶字二年八月辛丑。外從五位下僧延慶。以二形異一於レ俗一。辭二其爵位一。詔許レ之。其位祿。位田者有レ勅不レ收。また稱德天皇紀云。神護景雲二年十月庚午。大尼法戒准二從三位一。賜二封戶一。大尼法均准二從四位下一。按るに。羽倉考に。一條院御宇。長保。寬弘の比までは。職封位祿の沙汰あり。然れば位封。位田も沙汰あるべし。是より後世にては。いまだ所見なし云々といへれど。前に出せる堀河天皇寬治の頃。位田改給の事見えたれば。寬弘年間より後世まで行はれしことゝ見えたり。

井ニムジヤウ　**委任狀**は。明治六年六月。第二百十五號布告を以て代人

規則を定たる時。其書式を定めらる。曰く。委任狀は總理代人又は部理代人たる事。及ひ其委任したる權限を明白に記載すへし。其の書式左の通。

(拙者。拙者共)儀某の事件に付何誰を以て(總理代人。部理代人)と定め拙者の名儀にて左の權限の事を代理爲致候事

一何々の事(但權限の次第を分條記載すべし)

右代理委任狀仍而如件

年　月　日

住所身分

姓　名　印

後見人等は住所身分何誰の後見人何誰と記すべしとあり。以後自然に此の文例を以て行はるゝに至れり。但拙者の名義にての七字は省きて之を用ひず。

井ノコモチ　亥子餅は。亥猪の日作りて食ふ餅なり。古今要覽稿歲時部に。亥猪(本名亥子餅。一名嚴重。げんてう。御まいり切。御なり切)。亥猪止しくは亥日餅。又は亥子餅といふ。此ゝといつれの御時よりはしまれるといふを詳ならず。然れとも禁中年中行事の一つにて。藏人式にみえたれは。貞觀以前より行はれしをなるへし(藏人式は橘廣相撰。廣相は貞觀年の人なり)。昔は餅を。豕子の形に作るといひ(年中行事秘抄)。又大豆。小豆。及ひ胡麻等。七種の粉を合せて作るなとみえたり(掌中曆)。此儀唐土にても。上古よりありと見えたり。初學記云。荀氏四時列饌傳曰。十月亥日食レ餅。令二人無一レ病。拾芥抄所レ載年中行事云。十月上亥日。內藏寮進二殿上男女房料餅一事(各一折櫃)。年中行事秘抄云。十月上亥日。內藏寮。進餅事(中下亥又同殿幷女房)。亥子餅進餅(次々亥同)。小野宮年中行事云。初亥日內藏寮。進二殿上男女房料餅一事。或記云。盛二朱漆盤(立紙)四枚一。居二御臺一本上一。女房取レ之供二朝餉一。次召二藏人所鐵臼一入二其上分一。持令レ爲二猪子形一以レ綿裹レ之。挿二於夜御殿疊四角一。但臺盤所殿上料。內藏寮。進(弘賢曰。師尙勘文には柳臼杵と見えたり)。大外記賴業勘申云。十月亥日餅事。藏人式云。初亥日自二內藏寮一進二殿上男女房料餅。各一折櫃一。內藏所レ進餅已見二入給料一。但又大炊寮。出二渡糯米一。內膳司備二調供御一。雖レ不レ載二式文一。寮司供來尙矣。群忌隆集云。十月亥日。食レ餅除二萬病一。雜五行書云。十月亥日食レ餅。令二人無一レ病。亥日餅本緣如レ此。敬之調未レ詳。其徵見二政事要略第二十五卷一(弘賢按。河海抄引二羣忌隆集一曰。十月亥日作レ餅食レ之。令二人無一レ病也)。大外記師尙勘申云。亥子餅事。群忌隆集云。十月亥日食レ餅除二萬病一也。齊民要術云。十月亥日食餅。令人無病。本朝月令云。雜五行書曰。十月亥日。食レ餅令二人無一レ病。右亥日餅本緣如此。

奉レ供事。藏人方沙汰候歟。外記不レ知也。但內藏寮。進殿上男女房料餅(各一折櫃)。即以二柳臼杵等一於二朝餉方一令レ舂御云々。仍言上如件。御膳宿申云。內膳司供レ之。即於二御膳宿一盛二朱漆盤一。居坏。立レ紙居二御盤一。自二大盤所一傳供之。或加二貴御膳一供レ之(承安四年)。河海抄引二掌中曆一云。亥子餅。七種粉(大豆。小豆。大角豆。胡麻。栗。柿。糖)。東宮年中行事云。十月ゐの日。しゆせん。けむ。もちいをくうすること。この月のゐのひ。とにこれを奉る。うれべ大はん所にまいりて。取つたへたてまつり、。また殿上にもすへたり。」建武年中行事云。十月ゐの子は。くられうよりま、朝かれゐにてまいらす。」宣胤卿記云。文明十二年十月五日辛亥。今日亥日也。まいり切斗取以二雜色一於二勾當局一申二出之一。翌日令二頂戴一了。文明元年十月七日壬子。去夜內裏豚之嚴重兼日申二甘露門一。今日一裹(此內兩人分小餠二)到來。令二頂戴一了。又四條分同申出之。永正元年十月七日甲子。去夜禁裏豚嚴重語甘中。申出了(兩人分在一裹中文隆永朝臣分在別)。二水記云。永正二年十月十二日。御亥子御祝如例。各御嚴重申出子祇候。」宣胤卿記云。永正十四年十月九日。今夜亥の子祝儀也。禁裏御まいり切申出。內藏頭翌朝令頂戴。」二水記云。永正十六年十月二日。入レ夜參內。御亥子御盃如レ恒。親王御方御不參仍於二御妻御所一各令三頂戴二御嚴重一了。十四日入レ夜參內。御亥子御盃如レ常。二十六日入夜。亥子之御祝如レ例。今朝亥御樂不參候(弘賢曰。これより大永。享祿にいたる迄大概同文)。御湯殿の上の記云。慶長三年十月十一日。御ゐのこにて。いつものとく御げんじやう申いだしあり。のせ久しくまいり候はぬとて。たんはへ尋候へは。こしらへこんよう申候て。ながはしより百かう申つけ候。けふ百かうのほうし。のせのしやうをしまつりうはくと申に。しちきやうにとり候とて。百かうしん上申。女御ひろう。こんゐのゐちより御申あり。のせ御所〳〵女中おとこたち。御くばりあり。云々(弘賢曰。御そんしやりと書たるはあやまりなり)。後水尾院年中行事云。十月ゐのこ。亥に當る日也。あした內裡御けんてうを供す。御いきをかけらるゝ。夫を人々申出すにしたがひて給はるなり。御所〳〵親王方。門跡。御比丘尼衆。大臣等。其外。外樣衆。八幡別當。醫師等にいたるまて。小高檀紙に包。小かくにすへ水引にてゆひて被出。內々の男衆。院の女中。御所々々の上﨟。同乳母なとの申出は。椙原に包て出たぶ。杉原につゝみたるは。かくにもすはらぬなり。畢竟或は賞翫の人。或は外樣の人にて。小高檀紙に包みたるを給はるなり。つゝみの中にいるものは。初度は菊と葱と。中度はもみちと葱ふと。三度めはいちやうと葱となり。銀杏の葉に

申出す人の名を書て。包紙にさしはさむなり。御げんてうの色は。公卿たる迄は黑。四品の殿上人は赤。五位の殿上人以下は白。兒は赤地。下の兒は白。華族の人は。三度に一度も。二度に一度も。赤きは黑。白きは赤給はるなり。家を賞翫の故なり。女中は上﨟の限りは黑。中らうは赤。下﨟は白。儲君のしんわうの上らうを初め。御所〳〵の上﨟は赤。其家にては黑かるへきことなれと。禁中にては中らうの准據なればなり。又后はおはしまさぬ時も。后の御料とて。ひろの御はんに土器三すへて。御げんてう三色をそなへて。御しやうじのうちに盃。內侍ひとへきぬ着てもてまいる。きく綿のたくひ也。丹波國。野瀨といふ所より名に入て。けんするもの有。則野瀨と名付て夕方の御祝に供す。衞士かちんを進上す。高倉傳奏也。夕方の御祝。常の御所にて參る。御座等例のごとく。先つく〳〵をもてまいる(臺にのす。小臺の躰。兩方に足あり。花足の類也。當時世俗にいふ足打といふ物なり)。陪膳御前にすふ。すこし亥の方にむかはせ給ひて突せ給ひ。陪膳。御直衣の御袖をおほふ。御直衣。もとより疊なから御座に置つきをはらせ給ひて。御箸をとらせ給ひて。供御を少し參る。親王。女御なとあれは。御相伴なり。次第にもて參る。親王は半尻着用なれは。陪膳の人。そてをおほふに及はす。女御のは陪膳の人から衣の袖をおほふ。女中も上﨟。中﨟は。次第に御前にてつく。下﨟。から衣(上﨟は上﨟のから衣。中﨟中らうのなり)の袖をおほふ。次第につきおはりて。番衆所へ御しものから衣を置て出さる。おとこのれうとかや。から衣はいかゝしたる事にか。次に御けんてうを供す。南にむかはせ給ふ。はい膳。手長の人。例のきぬをいただきもちて着座。かけ帶はかりをかく。下﨟はひとへきぬを着す。つく〳〵と同體の臺(此臺ゐのこの外。目にふれさる物なり)二つにすへて供す。しろき土器五に。御けんてうを入て。臺ひとつにすふ。都合十なり。御はしはとらるゝにも及はす。陪膳手長撤せすしてしりぞく。又西向に居ならせ給ふ。上﨟。中﨟。下﨟。諸計にて先御盃。次に二こん。御まなを供す。御盃常のごとくとをりて。又御盃まいりて三こん(のせ)を供す。三こんめは天酌いて御とをし。例のごとく人々天酌のついて。初こんに供たる御左の方に有。御けんてうをとらせ給ひて。しきゐのうへになかせ給ひて。御ゆびにてはぢかせ給ふを給はるなり。御げんてうの色前にみえたり。但四位。殿上人の內。淸華の族。大臣の子。式治兩頭なとは。二度の時も。三度の時も。一度は黑を給はるなり。五位殿上人も又同し。五位職事は。兩頭の准據也。これらは賞翫の故なり。亦職事補せらるゝ人は。器用を稱せらるゝ出にて。親王。女御第一の公卿抔は。はちかるゝ迄はなく。敷ゐのうへになかるゝを。さし寄て給はるなり。ゐのこの御祝は。兩度。三度共に同し。亥のこには女中の衣裳。陪膳手長の外は。各りんす。唐あやなとの小袖を。心次第に着用也。」女房私記云。ゐのこ。近頃は御けんしよ。諸臣に給ふ時。外樣大納言は。小角にのせ。鴨脚に名を書付る。つゝみ樣。左に圖す(圖略す)。宮々。大臣。上﨟三位以上は黑餅なり。雲客四品はあかし。五位以下。六位女藏人まで。皆白菊。紅葉。しのふの葉數也。小角に乘たるは。しろ。くれなゐにて。十文字にゆふなり。外樣は殿上人迄も小角にのる。典侍は黑。中らう赤。お下より以下白。包紙。御所にては。外樣は引合に包む。內々は奉書紙。院中にてはいつれも奉書也。夜に入。御盃事あり。昆布。蚫なり。此時につく〳〵と云て。ちいさきうすに。白きこは飯をもり。足付にのせ。前にきぬ二本をくなり。是を御前に献す。次に上らうより。女藏人にて祝之。歌に云「神な月しくれの雨のあしもとに。わかおもふことかなへつく〳〵」と三へんうたふ。左の袖をおほひて。右にてつく。歌の間きれ一對ともに持てつくなり。此時みな女房。小袖はかま。なかをいふなり(一本云。殿上にて唐衣を肩にかけて。歌を唱てつきける事三度。中に穴をあけて。灰を入るを故實とすといへり)。恒例行事畧云。亥日。御玄猪。御嚴重とも云。初獻は御嚴重二獻。するめ。能勢餅。但し能勢もちは。折鋪合に赤小豆のまじりぬる餅を入れ。攝津國能勢郡より奉る。故に能勢と云ふ云云。」攝津群談云。能勢郡。木代村。門大輔數代。第宅の境內。三町四方に大竹林を圍に。今繁榮也。家記云。往古より每年玄猪の餅を供す。其先神功皇后に起る。昔此所及切畑大丸の近里は。山城國八幡の神領たり。因て善法寺門主より捧之。天正年中。信長公。神領を改るの後。貢調の古例。暫斷絕すといへとも。舊禮不能交易。終に古例の如くなれり。其御調。火を改め。淨衣を着し。餅米を蒸。小豆を交て搗。粘て瓷とせは。其色薄紅色。長六寸五分。涉四寸。深二寸の筐に入て。其形一つに堅め。上に粟子五つを以て。四隅と中央に置て。蓋を覆ふ。十月亥三日に及ふ年は。初の亥百箱。中亥終亥依年雖有增減。及八九十。其料米穀賣買の高下を以て量之。白銀三錢(八木五十手以上に應す)。或は貳錢半(八木五十手以下に應す)。一箱宛に下賜之。每年亥の日。極て門太夫を先し。地下人五人の役。次亥は木代大丸の兩村の地下人。四人の課役。終亥は白畑村の郷中獻之。亥三日に不及時は。白畑村の役を闕也。右山城國山科の土民。附二貢調使一。京師に運て。亥日亥刻に令献之。其箱分て東武に賜ふ。至今規式闕事なし(弘賢曰。これは亥猪の餅にはあらす。しときといふべきなり。すてに後水尾院年中行事にも。御けんてうは初こん。のせは三こんに供すとしるされ

たり。神功皇后に起るといひ傳へし。おほつかなき事なり。のせを御ゆとのゝうへの記。後水尾院年中行事には。丹波國としるされたり。能勢郡は。丹波境ゆゑ。丹波より奉りしとありしにや。再按するに。永祿の頃。攝州の守護職に。能瀬丹波守久基といふもの。丹波の國司波多野の屬なりしかは。能瀬へ課する事をは。丹波より執し申せしなるへし。又曰。道も丹波より通するなり)。和歌。源順集。天元々年十月はしめの亥の日。右大臣の女御の火桶に。もちひくたものもりて。禁裏の女房につかはす。大臣この火をけひとつたてまつらせ給ふ。しろかねして亥子龜のかたをつくりてすえさせ給へり。くはゝれるうた「わたつ海のうきたる山をおふよりは。動きなき世をいたゝけや龜」。古今著聞集卷第十八(飮食)。泰覺法印ゐのこのもちをよりける「なによりも心にぞつくゐのこもち。びんぐうすなる物とおもへば」。ぬ武家之儀。殿中申次記云。御亥子次第之事。如常。御對面所へ被成御出。則申次面々と申入。三職を始て御相伴衆の大名。一列御前へ祗候候て。二膳まいり候て。御相伴衆次第頂戴候て退出候。其次國持之衆。此内國持なられとも。國持に准して外様も少々在之。被参候て。後二膳まいり候。内一せん御となりへ被出候て。如常に外様被参候て。此一膳は則あせ申て。又別一膳御前へまいり候て。御供衆申次番頭已下節朔衆醫師(上池院又清も参候歟)参り候て。其後公家と申入て。公家被参候。又御部屋衆は。御供衆と申次の間に被参。御供衆。御部屋衆申次と次第在之。」一。御亥子の事。古記錄の上にては。難致分別間。御佐五御局。并春日殿へ尋申所。懇に注給之。寫置之。同御兩御局の處在之。」御亥子の御祝之様體之事。」一。一番三つの御盃参候。」一。二番。くろき。赤。白。三色の御嚴重。かくの折敷につませ候て。三ならひ御四方にすはりて参候。又同かくのおしきに。黄なると。青きと。二ならひて。御四方にすはりて参候。」一。三番つく／＼。御四方にすはりて。なかほそは御箸のすはり候如くに御まへに置れ候。何も一度にまいり候て。御祝の様體常のとく御座候て。やかて御てうし参候。三の御盃は女中衆はかり御頂だき候。御けんてうの事は御てつからみな／＼に下され候。」一。四番目のし四方にすはりて参候。さて御てうし参候。」一。つく／＼の上にをかれ候五色のこは。くろきを。なかにをかれ候。」一。つく／＼は。御ひと御所様はかり参る。つく／＼の上にをかれ候(御四方の上にすはり候。三つすはりはをま□まいりとて。ゆちに二すはり候か参候)。」一。かくのおしきにしのぶ菊をかいしきにして。御けんてう十七。十八。二十はかりほとつみて。うつくしく。きく。しのふにてかさり候。」一。つく／＼には。くもはゝのやうに。ゑどり候て。きくしのふなと。ゑにかきて。金はく。白はくにて。うつくしくゑとり候。何も五色にさいしき候。」一。なかほそも。つく／＼のとく。時々の繪をかゝれ候。一番の亥にはきく。二番は紅葉。三番はいちやうにて。何もうつくしく色とり候。」一。御けんてうの。つゝみ紙には。きく。しのふを。ちうでいしろていにて。ときく／＼の繪をかゝれ候。年中定例記云。亥の日暮て。おもてにて御祝参。其様。ちいさき餅。五色なるを。角の折敷につみて。さきに五色の粉すはり候。又前のとくの餅を。二三百御四方につみたるかまいる。さて面々一人つゝ御参候へは。其おほき餅を。一つ御取候て。そと御口にあてられてまいらせられ候。御たまはり候て。御頂戴候て。御まいり候。面々過て。其おほき餅を。御對面所の御さいのきはに。御配膳の人。御をき候。それを外様衆一人つゝ被出候て。一つゝとられ候て頂戴候。外様衆過候ては。此御膳をあげられ候。さて又餅つみたる膳参候。前のとく御取候て。御供衆。御部屋衆。申次。攝津。二階堂。小笠原。直にたまはられ候て。さて公家の御かた／＼御出候。」一。餅をたまはられ候て。頂戴候てくひ候か能候由。貞宗申され候つる。懷中したるかよきといへり。又わろしとも被仰候。人によるへし。」一。禁裏様。御源猪のつゝみ紙を。一番に傳奏御持参にて。ひろけて被参候へは。御頂戴候。其次に傳奏御給候。」一。國々。又御不参候大名。國持衆は。御源猪を申出されし女中より。御つゝみ候て。御出し候。急度したるかたへは。下繪のつゝみ紙につゝみて。その上を杉原にてつつみ候て御出候。中臈の御役なり。大かたの衆へは。きりはくの御つゝみ紙。其外は引合也。つゝみ様あり。觀世大夫には。下繪のつゝみ紙にて候。申次遣之。」一。今日は男女共に。紫の小袖をめし候。殿中ならす各も。大かい此分にて候。」御事始記云。十月ゐのこの御成切の事。公方様御直に被下方へは。其分にて候。又御直に不被下方へは御前の御成切過候て。五ヶ番へ御なりきり四方にすはりて。一膳つゝ五ヶ番へ被出候。五ヶ番に月行事あり。祗候請取候。番子にちやうたいさせ申候。又奉行衆は。公人奉行祗候仕候て。請取申。是も各に頂戴させ申候也。毎年此分にて候也。」成氏年中行事云。十月亥子之御祝。三度ある時は。三度なから御祝有之。御成切管領よりは以使可被下由被申上。其使に御對面。其以後御使被遣之。管領御成切。直に請取有頂戴。御使に一獻。其後被出太刀。皈参して其由を申上。自餘の外様へは。近付方々申出して被遣之。奉公中在郷之方々。御亥子之御祝に。多分参上あるなり(弘賢曰。東鑑に。豕子の祝所見なしといへとも。鎌倉将軍家にも。行はれしなるへし。その故は。東鑑には恒例の事は記さるゝ例なれはなり。」大友興廢記云。おなれきり。

十月の亥の日。御祝。寒田の家より是を勤。大さ三寸廻り程の餅に。五色の衣をつけ。引合一重につゝみ。菊を一枝つゝ添て。亥の日の御祝に。伺公の侍に下さるゝ。おなれきりの御祝とこれをいふなり。」釋名。亥日餅(年中行事秘抄)。亥子餅(同上)。御嚴重(二水記。兩朝時令云。三條右大臣(實條公)。江戶參向の時。羅山子道春に談せられて云。亥子餅いつくしくかさぬる故に。嚴重と稱す。嚴の字。いつくしと訓せり。しかるを俗に亥の日たるによつて。玄猪と云。献猪と云ならはすは。無根の餅記なり。弘賢曰。御ゆとのゝ上の記に。けんしやうと書たるはかなのたかへるなるへし)。豚之嚴重(宣胤卿記)。けんてう(後水尾院。年中行事)。玄猪(續谷響集云。玄猪。或謂亥は猪也。冬屬水故。呼爲玄猪。弘賢曰。女房私記に。けんしよと書たるはかなたかへり)。お玄猪(雅筵醉狂集云。俗にお玄猪といふは。黑き猪といふにて。此包たる物の名にあらす。いつよりか誤てしかり。又室町將軍家より。此日餅に作り花なと相そへ。いつくしく飾り。內々にて献上あり。仍て御嚴重ともいふ。其外說々あり)。御亥子(殿中申次記)。御玄猪(年中定例記。かり字也)。御まいり切(宣胤卿記)。御成切(御事始記。成氏年中行事。御事始記云。御なりきり共申。又御嚴重とも申なり。弘賢曰。なりきりとは。喰さしを賜はるゆゑに。いひならはせし異名なるへし。喰さしを賜はるよしは。後水尾院。年中行事に。御いきをかけらるゝとみえたるも。其意なるへし。年中定例記には。そも御口にあてられてまいらせられ候を。賜はるよし見えたり)。おなれきり(大友興廢記。おなりきりの轉語なり)。正誤。公事根源云。亥子餅。この事いつ比より始るともみえす。延喜式に載たれは。徃古よりはやありけるとならんかし。承安四年にさたありて。大外記。賴重。師尙なと。勘文をまいらす。それも本朝のおこりをは。たしかにも申さす云々(貝原好古曰。延喜式に。亥子餅の事なし。いふかし。弘賢曰。藏人式をおもひたかへられしなるへし。たとへ延喜式にありとも。藏人式は。それよりも先たちたる書なれは。藏人式を徵すへきなり)。國朝佳節錄(松下見林)。今按。朝家以二亥日餅一名二玄猪一。上古十月用二猪肉一。意近之矣。按日本書紀。崇峻天皇五年十月丙子有レ献二山猪一(弘賢曰。貝原好古も。此說に荷擔して。太子傳曆上云。冬十月有レ人獻二山猪一。剳要抄云。山猪。ゐのことよみ付たり。一義に十月上亥日用る亥子餅の事也といへり。こゝを以みれは。昔は直に山猪を用けるにやと。和事始にいへり。然れとも。これはたま〳〵山猪を獻せしにて。丙子の日なれは。今の玄猪の濫觴ともいひかたし。殊に十月亥日。食餅除萬病といへる。唐土の本說あるとなれは。いよ〳〵信しかたし。おほかたは唐土の風俗をうつされしなるへし)。和漢三才圖會云。辨才天經祭二宇賀神一用二巳與二亥日一。亥月亥日重以レ餅供養之。恐玄猪。亦浮屠氏取二護國貧轉圓滿之義一奏レ之。始之稱二三輪大明神之告一者。亦附會之說耳(弘賢曰。禁中にて行はるゝさま。佛說も信するにたらさるなり)。四季物語云。但馬國よりはしめてゐのこのもちゐ奉りし事。國史に侍る時代。開化のすべらみとの御くらゐしろしめして。二年の此月の御事也とかや。子夜行といふ文には。十月は亥の月にして。亥の用らるゝ事は。子を一年の月の數にうみ。閏には十三うみて。めてたくあさましきまていみしき物なれはとて。此事行はるゝよし侍る(弘賢曰。此書は僞作にて。妄誕論するにたらす。引用の書目もみな。あらぬことなり)。日本歲時記云。「景行天皇。二十三年十月亥日餅を奉りしよし。しるしぬれとも國史にみえす。」塲鳴曉筆といへる書を見侍りしに。先代舊事本紀云。珠城宮御代。大神告誨曰。巳月上巳亥日端亥天照大神幸魂次神富福智惠尊行二富鐃一已降 行二地富一亥升行二天富一以二五色餅竝五色幣及甘辛酒五味菓等一誠請祭レ之國災皆消國福悉發(弘賢曰。この書僞作論するにたらす)。下學集云。雜五行書云々。一說曰。豕能生二多子一。故女人羨レ之。至二十月亥日一献レ餅祝レ之也。愚謂。十月亦亥月故用二之此月此日一也。豕每年產二十二子一。象二一年十二月一閏年則十三子產也。豕與二猪亥一相通而用レ之者也(弘賢曰。此說も亦信するにたらす)。以上證する所。甚詳悉せり。此外諸書に見ゆれど。いづれも大同小異なれば。今は畧せり。但し上に引ける女房私記等に。つく〳〵ほそながなどいふ事あり。つく〳〵は臼の事。ほそながは杵の事なり。さて德川幕府にては。是日をことに賀祝して。式を行へり。和漢三才圖會云。東照神君以來。武家特祝レ之。其餅大可二酒杯一。白。赤。二添長鮑。昆布。以賜二諸士一。白石手簡云。玄猪は餅着到とか申す事にて。三州に入らせられ候時の御例と申候。いかゝさも候歟。台德院樣御代迄は。凡そ御家人一人も殘らす出仕。御手自餅二つつゝ被下之候。これにより候て。其後二三日は御肩を痛ませられ。近習の衆うち候て參らせ候。御鷹師衆に誰とか申候人の。餅戴に出られ候かおかしき體にて。常に笑ひたる事に候(これにて末々迄出仕。推して知へく候歟)。大猷院樣御代も。姑は二三年舊例のことくに候ひしに。程なく番當衆迄へは。御手自被下。以下は人〳〵みつからとりて退く事に成候と。これらの事共某故主土屋民部少輔(利直事)つれに語られ候を。いかにも〳〵たしかに承覺候云々。」さてこの式は。十月初の亥日を用ひ。夕七時。熨斗目。長上下に。幕府連枝方をはしめ。溜詰。譜代の諸侯。萬石以上。及び以下。布衣以上。以下。諸役人。番衆とも。大廣間に於て。

手白から亥の子の餅を賜る。畢て戌刻ころ。退去。時に夜寒の頃なれは。下乘所。兩大手に於て篝火を焚く。其ありさま嚴重を極めたり。」貞丈雜記云。古京都將軍の御代。毎年八幡の善法寺より。十月亥の日ごとに能勢餅を献上しける由。年中恒例記殿中申次記等にみえたり。此餅今に絕ず。禁裏へ献上する也。攝津の國能勢郡木代村は。大坂の天滿と云所より七里北の方なり。其村に數代居住して其名を門太夫と名のる者あり。毎年十月亥の子の餅を禁裏へ奉る。不淨を禁して別火にて餅をつく也。赤小豆をつき交へたる餅也。幅四寸長さ六寸五分。深さ二寸の筥へ入て餅の形を作るなり。上に栗を五ッ五角において蓋をおほふ也。亥の日三ッあれば初の亥之日百筥。中の亥。終の亥の日は。年により增減ありといへとも。八九十におよびて百に及ばず。初の亥には門太夫自身に献ず。後の亥の日には門太夫が親類五人の內差領して献ず。京都迄傳馬を給る也。此由緖にて居屋敷除地諸役御免也。其初りは凡千年計にも及ぶといへり。古善法寺より將軍家へ献しけるは。右の木代村は善法寺の寺領などにてありし故なるべし(當時は禁裏へ献じたる內を分て。關東の將軍家へも參らせらるゝとぞ。又米の價一石に付五十目。わづかに及ばざれば。餅一筥のあたひ二匁五分つゝ。一石に付五十目の時は。餅一筥のあたい三匁つゝ。白銀を以て禁裏より被下とそ。八九十年以前兩年献上怠りし事有しに。主上御惱の事有しかば。又本のごとく献ずべきよし仰付られて。今に絕へず獻上するよし。攝津の國の事書たる書にみえたり)。

井ハイ 位牌のと。和漢三才圖會云。靈牌。書二釋氏戒名一。安二佛龕傍一者。俗謂二之位牌一。與二儒門神主一同義也。牌。籍也。籍。簿書也。所三以紀二死亡年月日一乎。」また和訓栞云。位牌の字。朱子語類に見えたり。天竺の制法にもなく。神主の古式にもあらず。今いふ所の位牌の形は。宮殿又はほこらの體を模せし物にて。神道の靈璽と號する物也ともいへり。かゝれは。もとは白木なるべし。或は明の會典に。雲首の式あれは。儒制に据りたりともいへり。されは聖祝牌より事起りたるにや。云々。我邦中世以降。牌子の薦享あれとも。當時の如く。家內に位牌を安せし事はなかりき。又祠堂の祭祀は。儒法なれば。神主もいかゞ覺え侍る。神道家に。神體招禱の事あれと。家內に置事とも見えず。一說に。位牌は牌位ともいふ。もと公家の位ふだにて。へんといふ是也。佛家に此名を借りて。亡者の神主に名くる也ともいへり。」案するに。位牌の製は。儒の木主。神版なといふものより變し來りしものなるべしとおもはる。死者死後一年の間白木にて置き。一年忌に金箔又は黑漆塗の位牌を作ること今の慣習なり。

井ムガウ 院號。和事始云。嵯峨院位を讓て。嵯峨院に遷居し給ひ。太上天皇と號す。是【天子院號】の始也。一條院の御時。梅壺の皇太后詮子尼となる。東三條院と號す。【后の院號】これより始まりて女院と稱す。又同しき御時。藤原兼家甍す。病中出家せられし故謚なし。其舘を寺として法與院と號す。是【攝家院號】の始めなり。【門院】の號の始は。三條院の御女陽明門院を始とす。是後朱雀の皇后として。後三條院の御母也。又白河院の御女郁芳門院は。賀茂齋院にして。准三后也。是皇后ならずして。門院號を稱せし始也。」貞丈雜記云。院とは。天子御位をのがれ給ふを申也。又は太上天皇。太上帝。上皇などゝ申奉る。御所をは。院の御所。仙洞仙院などゝ申。御所中の事をは。院中洞中なとゝ云。院御座被成時。當今(當代の天子)御位をのかれ給へは。新院と申奉り。前の院をは。本院と申奉る也。院へ參るを。院參と云。院の御詞を承て。文に書くを院宣と云。御使を院使と云。御出を。御幸と云。」また云。院と申も。仙洞と申も同し御事也。天子の御位をすべり給ひて。御隱居なされたるを申也。女中をは。女院と申也。女院は天子の御母也。何々門院と云號をおくり給ふ也(皇嘉門院なとの類也)。石原氏の辛酉隨筆に。院號の稱を論して。今の世に。大名旗本とある家がらは。さらにもいはす。諸家の陪臣。農夫。商人なとも。むれ〳〵しきは。死すれは院號といふ物。贈ることなるを。ちかごろは心ある學者は。天子を僭する也とて。いみじうあしかる事にいふもきこゆ。何心なき者も。これをきゝつたへて。かしこき事におもふも。かつ〳〵出來たれど。なへての世の風俗なれば。心なしても我人これをつくる事なり。まことに。猥なる事なから。天子を某院と申奉るを。みまれたるにはあらず。もとより異事也。今くはしくこれを辨ぜむ。まつ【院といふ文字】は。四方つい地などして。隣つゝきの家はなく。別に一搆なる處をいふ。中和院。眞言院。勸學院。學館院なとの類。皆しかり。施藥院は。便なき病人を置て。療して給はる所。悲田院は。貧しき老人なとを置て。養ひて給はる所なれば。院といふも必ずしも貴からぬ事。いちじるし。獄令に。流徒罪居作者云々。每旬給レ假一日。不レ得レ出二所役之院一。とあるは。罪人を置所をしも院といふ。こは逃亡の用意につひ地など。めくりて。一かまへなる所に。こめ置なり。されは此稱公家の別院にも限らず。花山院。河原院なとやうに。一かまへなる所なれは。臣下の里第に。院といへるも。常の事也。かくて陽成院。朱雀院。冷泉院。亭子院なといふは。みな公家の別業にて。今の代にては。御下屋敷といふものなるか。さやうの所は。もとより

一區なるゆゑ院といふ名もある也。さて天子の御追號。某院と申ことは御位をおりさせ給て後。別院におはしますを。その帝の御うへの事は。やかてそのおはします院の名をもて稱せしか。崩御の後も。猶そのまゝにとなへ申せし也。陽成院。朱雀院。冷泉院。圓融院なと。みなおはしましゝ所の名也。具にいはゝ某院天皇と申へき事にて。大江匡衡朝臣の家集に。朱雀天皇。冷泉院天皇とかけり。されと常には便にまかせ。たゝ某院とのみ申せし也。はしめこそ。さることなりけれ。やかて事うつりて。後一條院よりこなたは。在位にて崩御なりしも。なほ院とのみ申なり。かう轉りゆくが。世のならひにて。うるはしき朝廷の御制にも此たくひのみ多かり。又凡人のつく院號は。攝關大臣なとやことなき人たちの御願とて。寺をつくらさるか。その人薨せられて後。此寺の名をおふて。稱ふる事あり。道長公を。法成寺殿。實能公を。德大寺殿といふ類。よその寺に院號なるも。あるにつきて。兼家公を。法興院殿。忠實公を。知足院殿なとやうに。院と稱せしもあり。これ寺建るか源にて。末のなかれ。やうやう亂れて。何のゆゑよしはなくとも。さるへき人は。みな寺號院號贈る事となれり。その中に。古は寺號の方多かりつるを。三四百年このかた。院號おもくなりて。二百年あなたまては。なほ寺號もまれにありしを。今はなへて院號はかりつく事なり。上件の差別ありて。天子の院號は。別院よりおこれるゆゑ。大かた地名をもて。付奉る事。凡人のは。寺院よりおこれは。すへて佛語をもてつくる事なり。今誰もゝゝ物するは。法師らか授る事にて。そのほとゝゝに隨て。幣物なととるなるへし。中には腹きたなき。ゑせ法師もありて。貨得まほしきまゝに。商人。農夫。すまひ。俳優までも。其方の沙汰のとゝこほらぬほどは。此號を授るゆゑ。かうみたりかはしうなりにたり。わかき寡婦の。髮の末すこしばかりそきたるにも。例の此號授るに。佛語はいまいましけなれは。松柏によそへ。福壽といはひほきこととして付くるなと。をこなることといふばかりなし。抑僭上と心つきたる人も。心さしはさる事なから。是は天子をまねふにもあらされは。しかるへき人品に贈らん事。難なかるへき事なるを。何はかりの人よりと。きはやかに。限を立へきやうもなく。さりとて。その限なくては。やうやうに上をまねぶが。人情にて。下がしもまて付くるやうになるは。せん方なき物の勢なり。おのれ試にこれを評めむ。公卿。殿上人。地下もおほやけに。つかうまつる人々。みなや ことなけれは。さらにもいはす。此江戸にていはんに。大名は論なし。籏本衆も。三千石給りたらむほとの人は。小寺ひとつ建んに。土地も貲も。とゝこほる事なけれは。寺は建すとも。其心はへにて難なし。又祿はうすくとも。諸大夫とある人は。人からのやことなけれは。よろし。さらぬ籏本衆も。知行すへき地給りたるは。その雜貲こそ。堪ましけれと。寺たつへき地はもたれは。なほよろしかるへし。又土地を給はらさるも。土地給はりたる籏本衆と。よろづおなし格なれは。その准據として。ことなる咎にはあらし。諸家の陪臣も。地えたるは。しはらくさてもありぬへきにや。籏本ともなき。御家人衆にては。いかゝなる事とおもはる。まして土地なき陪臣は。いとあるましき事なり。商人。農夫は。財もたるはありもすへけれと。寺立へき地やはもたる。いともゝゝすちなき事なり。今はまつしくとも。財はうる時ありもすへけれは。よし今寺は建すとも。その時をまつよしにて。土地ある人の院號つくは。難なきを。庶人の地を得る世なき事なれは。きはめて僭上の事と定むへし。かの寺を院ともいふ。これはたゞ一區なるゆゑそよ」といへり。しかるべきことなり。

井ムシ 院司は。院中に置るゝ所の吏員なり。日本史の職官志に。其大要を記す。左にこれを抄す。院司。嵯峨帝。遜レ位後居二嵯峨一。仁明帝承和中。使三刑部大輔安倍朝臣安仁侍二上皇一。因爲二院別當一。上皇置二院司一。蓋是爲レ始(三代實錄)。村上帝。天曆元年。爲二朱雀上皇一置二主典代一。仕所。御書所別當一。明年置二判官代一。尋令三左右近衞各五人爲二上皇御隨身一(日本紀略)。後又增二置殿上人。藏人。聽官。召次所。別納。御服所。所衆。武者所。御隨身所等一。其官職大抵與二禁中一相比(簾中鈔。葉黃記。參二取西宮記。拾芥鈔一)。白河上皇置二上下北面一。以二武士一爲レ之。每二行幸一。負二弓矢一衞二護車駕一(愚管鈔)。上皇在二院中一。爲レ政四十餘年。廳曰二院廳一。以二院宣及院廳下文一。號二令天下一。於レ是院司始重二於朝廷一矣(參二取中右記。愚管鈔。今鏡等大意一)。後鳥羽上皇置二西面一。補下材力絕倫善二武藝一者上。以配二北面一(愚管鈔。永久記)。後一條帝萬壽三年。爲二東三條院一。改二大皇太后宮職一。置二別當。判官代。主典代一(日本紀略。百錬鈔。左經記。職原鈔後附)。其後太后署二院司一。與二上皇一同。唯不レ置二所衆以下職一。而別置二侍一云(簾中鈔。百錬鈔)。尙職原鈔後附。拾芥鈔等に職名を出せり。今茲に畧す。

井ムゼム 院宣。(セウチョクを見よ)

井ムノ ハイレイ 院拜禮 院拜禮は。正月元日に院の御所へ朝拜するを云。歲時記栞草に。大府記を引て曰。大府記延久五年正月一日辛巳。院拜禮。午刻諸卿以下參集次垂晝御座庇御簾(五ヶ間)。次に御出(直御裝束也)。次に關白前太政大臣。右大臣幷大納言。中納言。參議以上。一列。庭中次。殿上四位以下。別當。判官代等。一列。拜舞了之後。從上臈次第退。」按るに。延久五年は。白河天皇。即位の年にて。院

の御所には。後三條上皇ましませしなり。

井ムフタギ　掩韻。嬉遊笑覽に云。西宮記宸宴の條。延喜二年七月十七日(略)。有二掩韻事一。源氏(榊)。はかせどもめしあつめて。ふみつくり。ゐんふたぎなどやうのすさび云々。河海抄に。古集の韻字をふたきて。何文の字と勝負する也。上古掩韻を爲レ宗。不レ好二連句一云々と見ゆ。孝範朝臣記。その何字と推あてたるを明と云なり。淸少納言にゐふたきのあけとうしたるなとある是なり。明(アカ)るの疾(トキ)をいふ。又これに似たるとにへんつきといふあり。源氏(橋姬)。碁打へんつきなとはかなき遊びわさにつけても云々。倂アテモノを見よ。

井ムレウスイ　飲料水。(井ド。ス井ダウ。エイセイを見よ)

井ム井　蔭位は。五位以上の子孫に。位を賜はるの恩典なり。令義解の要を擧くれは左の如し。○凡蔭二皇親一者。親王子。從四位下(親王者不レ限二有品無品一)。諸王子從五位下。其五世王者從五位下。子降二一階一。庶子又降二一階一。准二別勅一處分不レ拘二此令一。○凡考滿應レ敍。若有二蔭高者一聽レ從レ高。凡犯二除名一。限滿應レ敍者。三位以上錄レ狀奏聞聽レ勅。其正四位於二從七位下一敍。從四位於二正八位上一敍。正五位於二正八位下一敍。從五位於二從八位上一敍。六位七位並於二大初位上一敍。八位初位並於二小初位下一敍。若有二出身一位高二此法一者仍從レ高。免官免所居官亦准レ此(出身謂二藉レ蔭及秀才明經之類一)。即才優擢授者並不レ拘二常例一。○凡五位以上子出身者。一位嫡子從五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子從六位上。庶子從六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及從四位嫡子從七位上。庶子從七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及從五位嫡子從八位上。庶子從八位下。三位以上蔭及レ孫降二子一等一(謂嫡孫降二嫡子一庶孫降二庶子一也)。外位蔭准二內位一。其五位以上帶二勳位高一者即依二當勳官一同二官位蔭一。四位降二一等一。五位降二二等一(謂亦降二其子蔭位一)」とあり。拾芥抄に云く。立蔭次第。造寺官。征夷將軍。藏人。參議等。先不レ論二官位一。高下最上必書レ之。今號二棒物一也。父位卑二於祖父一者爲二蔭孫一。父位高二於祖父一者爲二蔭子一。是依二高下一。可レ有二蔭之故一也。父祖共爲二六位一謂二之絕蔭一。但出家人無レ蔭。云々」とあり。贈位を受けたる人の子孫にも位を賜はれども。一等卑きものを賜はるとなり。德川氏の時も。諸侯の子十五歲に至れば。お乘り出しと稱して將軍に謁見の禮あり。此の時高位の諸侯の子なれば。之に位を賜はるなり。其位の事格式の條にあり。明治になりても。華族の子丁年に達すれば。天皇に謁見を許され。從五位を賜はるの例なり。

井ムヤウ　陰陽。支那の古哲學に道教あり。老子を祖とす。其の主義孔子の儒教と。列子の仙術との間にあり。陰陽吉凶を知り。神に祈りて凶を吉に反すの法を說く。和漢名數天文の部に云く。大虛者太極也。大極本無極。故曰二太虛一。天元記大論曰。太虛廖廓。肇基二化元一此之謂也。【一理】太極(易繫辭曰。易有二太極一。是生二兩儀一。兩儀生二四象一)。太極者天地萬物之始也。太始天元册文曰。太虛廖廓肇基二化元一。老子曰。無名天地之始。有名天地之母。孔子曰。易有二太極一。是生二兩儀一。邵子曰。若論二先天一事無一。後天方要レ著二工夫一。由レ是觀レ之。則太虛之初。廓然無レ象。自レ無而有。生化肇レ焉。化生二於一一是名二太極一。動靜而陰陽分。故天地只此動靜。動靜便是陰陽。陰陽便是太極。此外更無二餘事一。【兩儀】(又曰二二氣一)。陰陽(篤信謂陰陽無二物而不レ在。一氣之流行爲レ陽。收斂爲レ陰。長進爲レ陽。消退爲レ陰。溫熱爲レ陽。凉寒爲レ陰。品物之生長爲レ陽。收藏爲レ陰。春夏爲レ陽。秋冬爲レ陰。木火爲レ陽。金水爲レ陰。晝爲レ陽。夜爲レ陰。男爲レ陽。女爲レ陰。明爲レ陽。暗爲レ陰。生爲レ陽。死爲レ陰。剛爲レ陽。柔爲レ陰。仁爲レ陽。義爲レ陰)。【四象】少陽(春陽中之陰)。太陽(夏陽中之陽)。少陰(秋陰中之陽)。太陰(冬陰中之陰)。【二儀】(又曰二兩儀一)。天。地(初學記)。【乾坤】天之德爲レ乾。地之德爲レ坤。【四德】(天道流行之序也)。元(春仁)。亨(夏禮)。利(秋義)。貞(冬智)。【四氣】生(春溫)。長(夏熱)。收(秋凉)。藏(冬寒)。【三才】(才者爲二功用一之謂)。天。地。人(又曰二之三極一)。【四方】東(左卯震)。西(右酉兌)。南(前午離)。北(後子坎)。(是爲二四正位一。餘皆方隅也。出二月令廣義一)。【四維】(維角也。四角也。是所謂方隅也)。艮(東北)。巽(東南)。乾(西北)。坤(西南)。

【五行】は木(春)。火(夏)。土(四季)。金(秋)。水(冬)の五にして。支那學者は此五を以て。萬物相生の理を說くを左の例に徵すべし。五行相生とて木生レ火。火生レ土。土生レ金。金生レ水。水生レ木とし。五行相剋とて木剋レ土。土剋レ水。水剋レ火。火剋レ金。金剋レ木とし。五行始生之序は水。火。木。金。土(洪範)とし。五行生成。天一生レ水。地六成レ之。地二生レ火。天七成レ之。天三生レ木。地八成レ之。地四生レ金。天九成レ之。天五生レ土。地十成レ之(啓蒙)とす。五音。宮。商。角。徵。羽。又。脣(羽水)。舌(徵火)。牙(角木)。齒(商金)。喉(宮土)となし。五味は酸(木)。苦(火)。甘(土)。辛(金)。鹹(水)。五藏(爲陰)。肝(木)。心(火)。脾(土)。肺(金)。腎(水)とし。其精神上の現象に於ても。之を五行に配當し。五情屬二五行一(皇極內篇)。喜(木)。樂(火)。慾(土)。怒(金)。哀(水)とし。」五色は青(木東)。赤(火南)。黃(土中)。白(金西)。黑(水北)。」五方間色は綠(青黃。木克土)。紅(赤白。火克金)。碧(白青。金克木)。騮(黃

黒。土克水)。紫(黒赤。水克火)。」又曰く。陰陽吉凶にも【五剛。五柔】に別つ。左の如し。五剛日は甲。丙。戊。庚。壬(爲レ陽)。」五柔日は乙。丁。己。辛。癸(爲レ陰)。(曲禮曰外事用ニ剛日一。內事用ニ柔日一。游氏曰此謂レ順ニ其陰陽一也)。五運は甲己土。乙庚金。丙辛水。丁壬木。戊癸火とせり。」

【坐氣方】正月(子)。二月(丑)。三月(寅)。順輪至ニ十二月ニ(亥)。坐臥向ニ此方一佳(月令廣義)。」【四靈】麟(金)。鳳(火)。龜(水)。龍(木。○出ニ禮運一○尙書緯竝ニ白虎一爲ニ五靈一)。」【三革】甲子年爲ニ革令一。戊辰年爲ニ革運一。辛酉年爲ニ革命一(易緯)。」【六府】(爲レ陽)。膽(肝之府)。胃(脾之府)。大腸(肺之府)。小腸(心之府)。膀胱(腎之府)。三焦(外府)。」【五果】李(東)。杏(南)。棗(中)。桃(西)。栗(北)。(素問云五菓爲レ助)。【五菜】韮薤葵葱藿(素問云五采爲充)。」【六氣】太陽寒水。太陰濕土。少陽相火。少陰君火。陽明燥金。厥陰風水。」【四天】蒼天(春)。昊天(夏)。旻天(秋)。上天(冬)。(爾雅)。【王相】(出ニ白虎通一)。王相死囚休(木王火相。土死金囚。水休。王所レ勝者死。餘皆倣レ之。俗說休字作レ老)。【天五氣】內經に。寒。暑。燥。濕。風とす。天地の事總て陰陽に關らさるものなしとせり。

ヱ之部

ヱ　畫は。繪の吳音なり。文藝類纂に云。我國の畫は。他國に法とらすといへとも。其の始は皆外人を用ひられしなり。其書に見えたるは。日本紀雄畧天皇七年。百濟に勅して。才技を獻せしめ給ひしとき。畫部因新羅我(因。熱田本固に作る)あり。崇峻天皇元年。百濟より畫工白加を貢するあり。又姓氏錄左京蕃別に。大岡忌寸。出レ自ニ魏文帝之後安貴公一也。雄畧天皇御時。率ニ四衆一歸化。男龍一名辰貴。善ニ畫工一。武烈天皇美ニ其能一。賜ニ姓首一。五世孫勤大壹惠尊亦工ニ繪才一。天武天皇御世。賜ニ姓倭畫師一。高野天皇神護景雲元年依ニ居地一。改賜ニ大岡忌寸一。又河內國蕃別河內畫師陳思王植之後也。又推古天皇紀。十二年九月。是月、始定ニ黃書畫師。山背畫師一。此頃より諸物に彩畫を施し。佛像を寫さしめしより。畫法自盛になれりと見えて。推古天皇紀十一年十一月に。是月皇太子請ニ于天皇一以作ニ大楯及靫一。又繪ニ于旗幟一。又太子傳に爲レ繪ニ諸寺佛像一。定ニ黃文畫師。山背畫師。簀秦畫師。河內畫師。楢原畫師等一。免ニ其戶課一。永爲ニ名業一と。中世中務の管に。【畫工司】あり。職員令に。畫工司。正一人掌ニ繪事判ニ司事一。佑一人。令史一人。畫師四人。畫部六十人と。其官廢せられしは。類聚國史(百七。職官)。平城天皇大同三年正月壬寅詔曰云々。其畫工漆部二司。併ニ內匠寮一。これより延喜の比は。內匠寮にて掌り。畫所に命せられしなり。內匠式に。僻臺障泥板方三丈。行幸之前二日令ニ畫所繪一とありて。內匠所屬の一局を設けられしなり。西宮記(臨時五)。【畫所】在ニ式乾門內東脇御書所北一。有ニ別當一(五位藏人)。預ニ墨畫等一云々。內匠寮雜工也。拾芥抄建春門內に作る。蓋移せるか)と。然れとも其初はさせる良工もなく。只丹青に彩畫し。一時の粧飾とせしのみなれば。後世に名を傳ふる者もなかりしなり。且百濟河成の如きも。專畫圖を掌りしことなく。左近衞。及備中播磨等の介に任せられしのみなり。文德實錄五(仁壽三年)八月壬午云々。散位從五位下百濟朝臣河成卒(中畧)。以レ善ニ圖畫一屢被ニ召見一。所レ寫古人眞及山水草木等。皆如ニ自生一。昔在ニ宮中一令下或人喚中從者上。或人辭以レ未レ見ニ顏容一。河成即取ニ一紙一圖ニ其形一。或人遂驗得。共機妙類如レ此。今之言レ畫者咸取ニ則焉一といへるを見れは。此の頃の名ある繪は高麗風なりしと見えたり。又其の後ちに至りて。【春日畫所】あり。これを學る者の事を。本朝畫史に。或曰南京宅間住吉民部芝四法眼等。皆爲ニ斯任一。多爲ニ佛像一といへと。住吉は南都の畫師に非すして。養德錦顯文抄に。攝州【住吉畫所】なりといへり。且都內の畫所も。文章博士を以て兼ぬるあり。諸省の史生にて兼れるもあり(天曆年間巨勢公望造酒にして繪所長者たり。同廣貴又采女正にして之を兼ぬ。文章博士は藤原光範同業實。史生は中原景弘佐伯季景といふ)。皆其技の高巧なる者を擇はれしと見ゆ。其畫法凡へて精細緻密にして。而も筆力遒勁。唐人の風あり。これより流れて流麗緻密の風に至り。畫く所は只宮中衣冠の人物等のみ。これを【大和繪】と稱し。又【土佐繪】といふ。是繪所預藤原隆能の孫。經隆か土佐權守に任せられ。其子孫土佐を以て氏とせしに因れり。其裔廣通寛文二年姓を住吉と改め。今に其子孫ありて家學を襲く。又中世延慶。貞和の頃に至りて。可翁。曆應中に明兆。明德。應永頃如拙。周文等出で。筆法粗卒にして宋元の繪法を學ふ。寛正中備中僧雪舟。明に至り。畫法を傳はりて歸朝す。これを【雪舟流】とす。前の可翁以下と竝に【唐畫】といふ。多くは墨畫にして草筆なり。僧雪村。僧宗淵(字如水)。僧等觀(號秋月)等。皆其の門に出つ。尋て長享中。相撲の人狩野大炊助正信あり。畫法周文に學ふ。又小栗宗丹を師として。能く其の趣を得たり。雪舟の薦に藉りて。足利氏の畫工の長たり。其子元信世に古法眼と稱す。永祿間歿す。【是狩野流】の祖なり。其孫永德。豐臣秀吉に仕ふ。决季子孝信に三子あり。守信。尙信。安信といふ。竝畫を能するを以て。其子孫今に其業を傳ふ。又究木村重の

遺子岩佐勝重あり。又兵衞と稱す。畫圖を好みて一家をなし。當時の風俗を寫すを以て。世人呼て浮世又兵衞といふ。蓋大和繪の末流なり。これより一種【浮世繪】の稱興り。菱川師宣出てゝ。元祿の初に行はれ。其後古山新九郎出てゝ。奥村政信。鳥居淸信竝び興り。遂に歌川風と稱する者有るに至る。其詳なるは大田覃か。浮世繪類考。齋藤岑成か參考浮世畫類考に詳なり。其後探幽齋の門。鶴澤探山あり。其の子探鯨の門。圓山應擧あり。其の風を一變す。【四條流】と稱す。それより明畫を學ふあり。淸畫を慕ふあり。好む者各之を賞讃す。又緒方光琳あり（正德寶永の頃）。狩野常信に學ひ。又土佐の風を慕ひ。一家を成す。其他文人の自好む所を畫き。世人に稱せらるゝ者。勝けて數ふへからす。北窓瑣談云。本邦の畫。源氏物語なとにも。名手乏しからす見ゆ。されば古昔も畫無きにはあらざりしに。いかなる事にや。今の世に絕て見ることなきは。殘念の事にていといぶかし。但金岡宅間の二畫。希に佛畫に殘れり。然れども多からざれは巧拙を論ずる事能はす。其後遙におくれて啓書記相藝の二阿彌。僧明兆など畫名あり。其後足利氏の末に狩野元信出て。「馬遠畫風を法とし。引續き狩野氏代々其風を守り。遂に家を成す。是れ纔かに二百年許此かたの事なり。土佐の家古しといへども。中興は狩野氏の前後にて。是亦一家を成せり。雪舟は宋人の畫風を學ひて。雲谷數代一家を成す。然れども格別古き事にあらず。されば本邦に畫の事盛になりて。今慥に見て論ずべきは二百年ばかりの事なり。唐土の畫は反て唐宋の畫も多く本邦に傳りて。今に見る事をも得るなり。燈臺もと暗しの諺にも似たるにや。」本邦の畫變。狩野一家を成す。探幽又別に一家をなして。狩野古代の風大に變し。今に至り探幽の風なり。土佐一家。雪舟一家。其外は相阿彌。蛇足。宗逵。各少しつゝ畫風異なり。近世百川出て明人の畫風を法とし。是より唐畫といふ名目出來て。和畫。唐畫の二道と成る。雪溪。鶴山。玉蟾の徒は唐和の間を畫くものなり。其の後宋紫石。諸葛鑑。范古。熊斐。大雅堂。蕪村。霍亭。梅窗。蕭白。俊明。柳里恭。祇南海。林閬苑。宮嵜圓。淺圖南の輩皆所謂唐畫にて各一家の風有り。今は皆古人と成れり。然れども其畫甚多く。世人よく知る所なり。是より狩野土佐なとの和畫家。大に衰へ。弄ぶ人希なり。其後應擧出て畫風又一變し。近來唐畫家も和畫家も。皆其の風味を自然にまじゆる樣に成りたり。當今の畫家は。谷文晁。董九如。僧月仙。僧玉鱗。月溪。岸駒。在中父子。盧雪。呑譽。稻嶺。源琦。納言。東州。竹堂。南岳。僧維明。蘭洲。孝敬。芝山。關山。豐彥。義董。應瑞。應受。文鳴。素絢。白猷。義篤。夙夜。探索父子。棠道。春甫。五岳。春岳。熊岳。杏堂。武禪。關月。愛石。周山。方中。奉時。祖仙。米山人。桑嗣粲の輩。三都及侯國の畫家數百千家指を屈するにいとまあらず。近時にいたり。畫家最盛也といふべし。」以上畫法傳來の概略を知るべし。此等の畫派中累世德川に仕へて其繪事を勤め。最も繁盛なりしを。狩野派と爲す。六世光信の第二子孝信に三子あり。各別れて一家を爲し。長子守信を鍛冶橋狩野と云ひ。次子尙信を木挽町狩野と云ひ。季子安信を中橋狩野といふ。皆其居所の名に因みて稱せり。守信の養子たりし洞雲（益信）後出てゝ一家を爲し。其駿河臺に居せしを以て。駿河臺狩野と稱し。是れより狩野の四家なるもの江戶に起りしなり。此中明治初年に涉りて同派の名匠たりしは。木挽町狩野八世勝川（雅信）なり。狩野芳崖竝に今の橋本雅邦共に此門に出づ。又曾我蕭白とて雪舟派より出でゝ一派を成せるものあり。【長谷川派】とて。雪舟派より出て。繪紙鳶など浮世繪を畫く流派あり。長谷川等伯を祖とす。近世菊地容齋四條派より出てゝ一派をなす。【容齋派】と稱す。漢畫にも【南宗】【北宗】あり。南宗の内に文人畫あり。分類極めて多し。其の分派系圖。大日本人名辭書にあり。就て見るべし。

【鳥羽繪】嬉遊笑覽に云。著聞集に。鳥羽僧正は。近き世にはならひなき繪かきなり云々。いつの程の事にか。供米の不法の事ありける時。ゑにかゝれける。辻風の吹たるに。米の俵をおほく吹あげたるが。塵灰のごとくに空にあがるを。大童子法師はら走りちり。取とゞめんとしたる形を。さまざまにおもしろく。筆をふるひて書れたりけるを。誰かしたりけむ。其の繪を院御覽じて。御入興ありける。其心を僧正に御尋ね有ければ。あまりに供米不法に候て。實の物は入候はす。糟粕のみ入て輕く候故に云々」見ゆ。この圖は信貴山緣起の中に。鉢をとばして。物をうくる處にあり。これとはその事異なり。諷諭の爲ならば。まとは彼山の緣起にはあらぬにや。又鉢を飛して。物をうけたるとは。今昔物語に。參川入道震旦にわたりて。さるとありし由みゆ。さてこの信貴山緣起の繪。今のとば繪といふとは。いたく異なり。今のとば繪の姿は。春卜が畫出したる戯畫にて。繪本手鑑に出たり。これを鳥羽繪といひしより。僧正の名を。小兒までも知れり。かの義淸阿闍梨のとは。今俗には知る人も稀なり。春卜が鳥羽繪の内に。榲木に羽生ひて飛ふ圖あり。これは古き諺にや。犬筑波集に。「天狗にもなれるかはれの生ぬらん。くらまの寺に古きすりこ木。」成安が埋草に。卜養落髮千句あり。其中に「枕にしてもならぬすりこ木。有明は羽のはへてや飛ぬらん」。或雑記に。播州茶臼山に居られし天桂和尙へ。誰人か榲木

に羽の生ひたる畫賛を乞ひければ「すりこ木に羽のはへたる繪こそみつ」。世に眞身の人はすくなし。」春卜が一時の頓筆。備をなしてより。此風流行して。その後繪本多く出づ(鳥羽繪車。同三國志。扇の的。あくび留などみな三册ものなり。欠留は竹原春朝齋が新畫なり)。而して近時歐洲の畫界に賞せらる。近代世事談に。鳥羽繪は僧正覺猷の書始められしなり。覺猷は西宮左大臣高明公の孫なり。天台の座主又三井寺の長吏とし後醍醐に住し。其後鳥羽に居す。故に鳥羽の僧正といふ。近年世に翫ぶは京正田全暇妙にこれをうつす(近世此人はしむ)。とば繪は夕日の人かげを見て。書きはじむと也」とあり。

【浮世繪。錦畫】天正年間。大津の人荒木又兵衛浮世繪を書く。或は又兵衛二代ありて。二代目を浮世又平と云ふと云ふ說あり。嬉遊笑覽に云。浮世繪は。英一蝶が。四季繪跋に。やまとゑはそのかみ。土佐刑部太輔光信のすさみに。堂上のうやうやしきより。田家のふつゝかなるさま。岩木のたゝずまひ。遣水のめいぼくこれに初りて。末々になかれ。予が如きの拙きまで是をもとゝす。」「近頃越前の產。岩佐の某となむいふもの。歌舞。白拍子の時勢粧ひを己から寫得て。世の人。うきよ又平と仇名す。久うして世に翫ぶ。」又「房州の菱川師宣といふもの。江府に出て。梓におこし。こぞつて風流の目を悅ばしむ。此道予が學ぶ所にあらずといへども。若かりし時云々。岩佐菱川が上にたゝん事を思て。はしなき浮名のねさし殘りて。はつかしの森のしげきをくさともなれり云々といへり。」古き土佐畫なども。こゝの風俗をうつしたらむは。やまと繪なり。そも又漢ざまのことをかゝむには。からゑといふべし。また其畫法をもていはゝ。今世に和繪といふもの。眞の和繪にあらず。唐繪と稱ふるものも。誠の唐畫にあらず(和繪とは。專ら狩野家をさしていふ。是もろこし宋の代の風にて。今いふ唐繪よりは古し。今唐繪といふは明の代巳來の風なれはなり。狩野家も探幽より。古法を變じたれども。眞畫は猶古風なり)。やまとゑと稱する。土佐家などの流は。其始もろこし晉唐の代より傳へたる畫法なれば。是をこそ眞の唐繪とも云べけれ。賢聖障子など。全く唐繪といふべし。又今は其かたも殘らざれども。乾元錄の屛風なども。さこそはあらめ。」菱川吉兵衛みづから大和繪師と稱へしは。いと妄なるを。西河祐信等類にならひて。これを稱せり。岩佐又兵衛を。その頃うき世又兵衛と稱へたれば。菱河等も浮世繪師と稱へんには。こともなかるべし。この浮世といふことは。佛家にいふとは異にて。今世に當世といふごとし。おなじく時好にかなへるさまをいふなり。猿樂狂言きんし聟といふに。浮世人といふことあり。是なり。岩佐又兵衛は。貞幹が好古日錄に。小傳ありといへども。覺束なし。畫所預の家に。又兵衛畧傳ありといひて。其說を記しゝやうなれども。又兵衛畧傳といふものなしとぞ。土佐家の門人語りける。又兵衛が畫名印なとある物なければ。たしかには辨へがたけれとも。その時代にて。繪の勝れて見ゆるを。又兵衛と定む。其頃まぎらはしき畫あり。是は內匠といふものゝ繪なり。專ら浮世繪をかきたる上手なり。(西鶴が大鑑にも。承應元年のことをいへる處に。浮世繪の名人。花田內匠といへる者。美筆を盡しけるとあり。)また雛屋立圃といふ者あり。許六が歷代滑稽傳に。立圃は野々口氏也貞德門人にして。撰集あまたあり。畫を能す。京童といふ名所記自畫なりといへり。其頃板本の繪。これに似たるが多し。また京童は。中川喜雲が撰なり。畫をば立圃がかきたるにや。自畫也とは紛らはし。立圃が自畫讃などの草畫をみるに。瀧本坊などが風に近く。板本の繪とは異なり。許六も畫をかくことを好める者なれば。みだりにいひしにはあらじとおもへど。こゝの文疑はし。」菱川師宣が繪行はれしことは。續五元集なとにも。菱川やうのあづまおもかげといふ句も有。また其頃の草子。女大名丹前能といふには。師宣がかける繪に。けさうしたる男女のことを作れり。又色芝居といふには。菱川は畫圖に妙あり。又人形を造るにも上手にて。役者の姿を手づからきざみ。舞臺衣裳そのまゝに彩色すといへり。されども彫刻はその工人にさせしにもあるべし。」師信が後には。西河祐信聞えたり。同時に下河邊拾水といふ者。繪本多くあり。月岡丹下は。美人をよく畫けり。春畫はわきて妙を得て勝れたり。其門人上手高名の者多し。」骨董集に云。按に。板行の一枚繪は。延寶。天和の比始れるか。朝比奈と鬼の首引。土佐淨瑠璃の繪。鼠の嫁入の繪の類なり。芝居の繪は。坊主小兵衛をゑがけるなど。其始なるべし。當時は丹緑青などにて。まだらに彩色したり。菱川師宣。古山師重等。これを畫けり。元祿のはじめより。丹黃汁にて彩色す。これを丹繪といふ。元祿のすえつころより。鳥居清信。其子清倍等。これを畫けり。寶永。正德に至て。近藤清春出たり。【紅繪】と云は。享保のはじめ創意ものなり。墨に膠を引て。光澤を出したるゆゑに。漆繪ともいへり。漆繪は又之を泥繪といふ。金泥を塗るが故なり。奧村政信もはらこれをゑがけり。近代世事談(享保十九年板)云。淺草御門同朋町和泉屋權四郎といふ者販行の浮世繪。役者繪を紅彩色にして。享保のはじめ比よりこれを賣。幼童の翫びとして。京師大坂諸國にわたる。これ又江戶一ッの產となりて。江戶繪といふ」とあれば。左に摸し出すは。享保の比の紅繪賣の圖なるべし(板行の一枚繪のはじまり。延寶

臙脂繪賣圖

これハ享保のころの一枚摺の板行繪なり

天和と決れば。今文化十年にいたりて。およそ百三十餘年を經たり。ふるきをしるべし」。燕石雜志に云。【錦繪】は明和二年の頃。唐山の彩色摺にならひて。板木師金六といふもの。版摺業甲を相語。版木へ見當を付る事を工夫して。はじめて四五遍の彩色摺を製し出せしが。程なく所々にて摺り出す事になりぬと。金六みづからいへり。明和以前は。みな筆にて彩色したり。これを丹畫といひ。又紅畫といへり。今に至ては。江戸の錦繪その工を盡せる事。絕て比すべきものなし。さはれ近頃は。紅毛の銅版さへ。こゝにて出來。陸奧なる會津人すら。彼錦繪を摸してすなれば。世の人既に眼熟て奇とせず。彼の金六は。文化元年七月。身まかりぬ。當初彩色摺といふもの。はじめて行れし時。その美なるを。錦に似たりとて。世擧て錦繪の名をは貽しけん。何とも品類多くなりては。賞翫すべきものも賞翫せず。只世に稀なるものを愛たしとするは。奇に誇らんとの爲なるべし。一話一言に云。錦繪は。明和二年の比。唐山の彩色摺にならひて。板木師金六といふもの。板摺何がしをかたらひ。板木へ見當をつくる事を工夫して。はじめて四五へんの彩色摺を製し出せしと。金六みづからいへり。かの金六文化元年七月身亡りぬ（燕石雜志にみゆ）。此說非なり。見當は延享元年。江見屋上村吉右衞門工夫也。故に今に見當のとを上村と云。」宮川舍漫筆に云。愛閑樓雜記といへる寫本にいふ。江戸繪と稱して。印板の畫を賞翫する事。師宣菱川をはじめとす。印板の一枚繪は古く有しものなれど。彩色したるはなくて。貞享の頃より。漸く彩色たるもの出來しを。明和のはじめ。鈴木春信はじめて。色摺の錦畫といふものを工夫してより。今益々壯んに行はる。江戸の名物たり。他邦の及ぶ所に非ざれども。春信生涯歌舞伎役者を繪がゝず。此後勝川春章が肖像を畫ける名人にて。今の役者の錦畫は。實に此に始まれり。錦畫は彩色刷にせる風俗を旨として寫せる繪畫は。從來一種の玩具と見做して士君子の彼是珍重するものには非ざりしが。二十年來非常に流行し。未曾有の高價を生じたる其原因は。全く外國人の刺擊に因るものなり。勿論錦畫とても繪畫なれば。筆致描法を重んぜざるは非ざれども。夫れよりも往昔の風俗を知るを第一とし。之を數種取揃へて披見するは以て其時代の武家風。町人風。髮飾の異同。衣類の仕立方及染摸樣等より。或は俳優似顏等に至るまで。一見辨知するを得べく。又其筆に因りて技術進步の程度をも知る便あり。左れば外國人に取りては。特に興味ある可く。之を買入るゝもの多きに從ひ。直段も騰貴し。本邦人も亦自から愛玩するに至りたるものなる如し。右の有樣なれば。是迄は誰れ一人錦繪抔を珍藏するものなく。大方反古同樣に取扱ひ。隨て之を賣買するにも反古同樣にて。何程の直段も無かりしが。今より二十年前。橫濱在留の外國人一兩名が。不圖好奇心より日本古代の風俗を見んが爲め。種々の古錦繪を蒐集し。之を佛國なる友人の許に送りしより。漸次に流行を來し。終には英吉利。獨逸。亞米利加人なども。爭て愛玩するに至れり。當時古錦繪を盛に買收輸出したるは。橫濱居留地二十七番館アーレンス社のウインケレール氏にして。又東京大學御雇教師ヲグヂル氏及びフエノロサ氏の如きも。非常に愛玩して買收保存し。フエノロサ氏は明治二十三年歸國後。米國ボス

トン府のミユゼアム(博物館)に之を陳列して。衆人の觀覽に供せしかば。爾來米國にも非常に流行し。又横濱居留地七十番館佛國人エスピングも。多く買入れて本國佛蘭西巴里に持歸り。少からざる利益を得たるよし。又印刷局御雇伊太利人キヨソネも。愛玩家の一人にして。數千種の古畵を所持し居れりと云ふ。本邦人にては九鬼博物館長。及高峰工學博士など。古畵愛藏家として世間に知らる。以上は古錦繪の買收輸出若くは愛玩者の二三を擧げたる者なるが。本邦人にして之を賣買したるは。横濱谷戸坂の高橋商店を初めとす。當時は非常の安價にて。外國人に賣渡したるものにて。現今の相場にては一枚十圓内外の品を。僅に二三錢にて賣渡したることもありしと云ふ。其後同商店は。古郵便切手のみを取扱ひ。錦繪類は賣買せざるやに聞く。又其頃東京にては若井。齋藤。小林。村田。黑崎。酒井。市西。倉半等の古本商。古道具商にて頻に買入れ。外國人に賣渡し居たるも。其手段何れも姑息にして埒明かず。唯外國人に巨額の利益を壟斷せらるゝのみなれば。隨て内地賣買は割合に廉價にして。素人よりの買入方も。成る可く秘密に爲したる故。各地方に在りて古錦繪を所持する人も。其價の非常に高價なるを知らざる有樣なりし。左るに近年に至り。各地方にて錦繪類の高價に賣買あるよしを知得たるは。新橋南金六町の美術品貿易商吉澤商店にて。諸外國の新聞雜誌に。古錦畵の廣告を爲し。同時に歐文もて錦繪畵工人名及び定價の表を製して。外國有名の美術家畵工等に配付し。又内地に向ては從來秘密に買入たるの風を一變して。東京及び各地方の諸新聞に廣告を揭げ。廣く買入を始めたるよりの事にて。各地方の人々は。此廣告に因り初めて古錦繪の直段の高價なるを知り。古長持又は反古葛籠等の中より。探出して賣拂ひたる者あるより。内地にても俄然大流行を來したる其有樣は。實に目覺しき勢にて。目下古錦繪の仲買を爲すもの。東京に二十餘箇所。大阪。京都に二十五六箇所。他各地方合して凡そ千四百二十餘箇所もあるべしと云ふ。又海外に於ては。曾て米國シカゴ大博覽會へ。十二鷹の畵を出品して名聲を博したる林忠正が。先年來佛京巴里に本邦美術品商店を開き。傍ら古錦繪を輸出販賣し居りしが。同店一手にて取扱たる高も。隨分巨額に上りたる由。【古錦繪の畵工年代及概價】古錦繪は其の種類甚だ多く。價格も亦一定せず。同年代中。同畵工の手に成りたる品にても。畵面の大小。畵材の良否。汚損。蟲喰の有無等に由りて。自から價格に高下を生ずるを以て。其相場も一概には定めがたし。今左に大略を記して讀者の參考に供す。

第一圖

第二圖

第一圖は。大凡二百年より二百三十年以前。即ち寛文。延寶。天和。貞享。元祿の頃の風俗を寫したるものにて。髮の結方を以て判別す可し。當時の畵工は。錦繪の先達とも云はるゝ菱川師宣。同師房。吉田半兵衞。古山師政。同師重等にして。俗に墨畵又は丹畵と稱し。墨摺の上を丹にて彩色し。後世の如く美しからず。用紙は奉書全紙大のもの多く。一枚の價五圓乃至十五圓位なり。

第二圖は。大凡百八十年より二百年以前。即ち元祿の末より寶永。正德の頃の風俗を寫し。當時の畵工は。鳥居淸信。近藤淸春。近藤淸信。西村重長。奥村政信等にして。墨繪。丹繪若くは漆繪と稱し。墨摺の上を漆。又は膠に繪具を混和し彩色したるものなり。是等の品は小なるもの一枚二三圓より。大なるもの一枚十圓位なり。

第三圖

第四圖

第三圖は。大凡百六十年より百八十年前。即ち享保。元文年間の風俗にて。畵工は

前の西村重長。奥村政信。鳥居清信等の晩年。及び梅翁軒永春。懐月堂安慶。光月堂。西村重信。鳥居清倍。常川重信。奥村利信。同政房。富川房信。羽川珍重。羽川元信。宮川安信。豐川秀信。西川祐信。花房重信。山本義信等の時代にして。俗に漆繪又は紅繪と稱し。墨。紅。萌黄の三色にて摺りたるもの。或は黄。綠二色にて摺たるもの多く行はれ。是れより次第に色數を增加して。美しき物出來るに至れり。此時代の畫面は。大概小さくして一枚凡そ一圓より。大なる物は一枚十圓位の直打なり。

第四圖は。大凡百十年より百五十年以前。即ち延享より天明年間の風俗にして。畫工は鈴木春信。同春治。同春重。同泰信。駒井美信。磯田湖龍齋。石川豐信。同豐雅。歌川豐春。同豐信。鳥居清廣。同清滿。同清經。同清重。同清朝。同清忠。同清里。田中益信。岸川勝政。巨川□信。國信。光信。勝川春章。北尾重政。守文調等にして。此時代には紅繪幷に普通の錦繪共に出來れり。價格は第三圖と殆んど同じ。

第五圖

第六圖

第五圖は。大凡百二三十年前の風俗なり。價格は小なるもの一枚五十錢より。大なるもの一枚五六圓位なるべし。

第六圖。第七圖は。大凡百年より百二十年前の風俗を寫したるものにして。著名なる畫工は。前の勝川春章。北尾重政。湖龍齋及び歌川豐春等の晩年。幷に北尾政演。同政美。勝川春朗。葛飾北齋。勝川春潮。同春山。同春好。同春英。東洲齋寫樂。有名なる初代歌麿。及初代豐國。鳥居清長。同清勝。同清定。同清之。細田榮之。同榮水。同榮里。同榮昌。同五郷。同榮笑。窪俊滿。歌川豐廣。礫川亭永理。同そりん。櫻川文橋。風養。萬里。東穿。玉川舟調。古川三蝶。子興。豐章。榮松齋。長喜。晩器。呂有。初代國政及び榮染等にして。其價格は殆んど第三圖。第四圖同樣なれども。大家の出揃とも云ふべき時代なれば。圖柄に由りては隨分一枚十圓以上のもの尠なからず。

第七圖

第八圖

第八圖は。大凡百年前後。即ち初代歌麿。及び初代豐國中年時代のものなり。價格は第三圖の半額位と知る可し。

第九圖

第十圖

第九圖。第十圖は。初代歌麿の晩年。及び二代歌麿。同秀麿。同峰麿。同月麿。同菊麿。石峰。石上。千歌。千鳥。文浪。泉調。瀧廣。菊川。英山等の時代にして。八九十年より百年前の風俗を畫けり。價格は小なるもの一枚二三十錢より。大なるもの一圓以上。最上品にて一枚二圓位なり。

第十一圖

第十一圖は。大凡七八十年前。即ち二代歌麿。菊川英山。月麿及び菊麿等の晩年。並に式丸。美丸。柳谷。重信。岳亭春信。同春扇等の時代にして。價格は上等品一枚二三十錢位。

以上は古代風俗畵の略圖と價格とを記したるなり。旨として婦人の髮風を示したるは。之に因りて素人と雖も其時代を知るを得べければなり。此の外同じ畵工の手に成れるものにて。景色。花鳥。俳優似顏畵等も相應に賣行くものと知る可し。【錦繪の模刻及び其影響】前記の如く古代錦繪は。近年非常の高價に賣行くを以て。早くも其僞物を製造するもの。東京は勿論京都。大阪。名古屋等に出來り。巧に古色を粧ひ。又は蟲喰抔を附け販賣するに至りしかば。一見鑑別すること能はず。誤つて眞物と心得買入るゝ人あるより。僞物の顯はれたる物に限り。眞物の價格に非常の影響を及ほし。例へば北齋の筆に成りし。百物語の錦畵の如き。先年まで一枚の價十圓以上に賣行きしが。模刻に巧者なるもの出來り。當今にては一枚一圓内外に下落したり。左れば模刻の出來ざる品は。反對に其價格ます〳〵騰貴し居れりと云ふ。(以上明治廿九年の時事新報に出づ)。因にいふ。東京の浮世繪。これを東錦繪といふは。即ち西京の錦繪に對し。東字を加へていへるなり。されば今の人。東京の浮世繪を指して。單に錦繪といふは非なり。東の字を冠らせざれば。西京の錦繪とまぎらはしき故なり。【似類繪】宮川舍漫筆に。壁塚話を引て云く。歌舞伎役者寫眞畵の事。寶暦のはじめ頃。畵工鳥山石燕なるもの。白木の麁末なる長さ二尺四五寸。幅八九寸の額に。女形の中村喜代三郎が。狂言似顏を畵して。淺草觀音堂の中。常香爐の脇なる柱へ掛たり。諸人珍敷事とて。沙汰に及びしなり。是江戸にて。似顏繪の始なるべし。其頃までは一枚繪とて。役者一人を糊入紙を三つ切にして。狂言の姿を色とり。三四遍摺にし。肩へ市川海老藏。瀨川菊之丞などゝ。銘を印すのみにて。顏は少しも似ず。一枚四錢つゝに賣りたり。近年は右躰の一まい繪は更になし。浮世草紙迄も。似顏繪になれり。錦繪と名づけ。色とりも拾三四へん摺にするなり。歌舞伎役者にかきらず。吉原遊女。茶店女。又は相撲取まで。似顏繪にして賣事になれり。」また嬉遊笑覽に云。江戸繪は。菱川より起りて後。鳥居庄兵衞淸信といふ者あり。初め菱川やうを學びしが。中頃畵風を書かへ。歌舞伎の看板をかく。今に相續きて。其家の一流たり。勝川流は。宮川長春を祖とす。長春は菱川の弟子にはあらねども。よく其風を學びたる者なり。勝川流にては。春章すぐれたり。歌川流は。豐春より起る。豐春は西村重長の弟子なり(重長は初めの鳥居淸信の弟子なり。後に石川豐信といふ)。此流にてはこの頃まで。歌麿が當世にもてはやされたり。其外あまたあれ共枚擧にたえす。」【一枚繪】は。延寶。天和の頃のものをみるに。其紙美濃紙より大にて厚く。武者繪を丹緑靑黃土にて。彩りたり。其外角力。また遊女等の繪もあり。歌舞伎役者繪もあり。是は元祿頃より。殊に多くなれり。丹と黃汁にて色とる。紅粉繪となりしは。醒齋云。享保のはしめ。同朋町和泉屋權四郎といふもの。紅粉色の繪を賣初め。是を紅粉繪といふ。夫より色々に工夫して。墨のうへに膠をぬり。金泥などを用ひて。漆繪と云て。大に行はるといへり。其頃の前句付。「ひかりかゞやく〳〵。浮世繪に此頃着せた黑小袖」。曲亭云。錦繪は。明和二年の頃。唐山の彩色摺にならひて。初め板木師金六といふ者。板すり某をかたらひ。板木に見當を付るとを工夫して。四五遍の彩色摺を製し出せしが。程なく所々にて摺出すとになりぬと。金六語れり。明和已前はみな筆にて彩色したり。これを丹繪といひ。又紅摺といへり(彼金六は文化元年七月沒すと云へり)。明和四年。寐惚文集。詠東錦繪に。忽自吾妻錦繪移。一枚紅摺不沽時。鳥居何敢勝春信。男女寫成當世姿。詠衣裳繪。模樣雛方當世裝。板元住在境町傍。細工仕上流々事。應著人形傀儡坊。」唐山には是を時行紙繪といへり云々。居行子後篇(安永五年)。昔し愚が少年の頃迄は。江戸ゑといふ物は。市川團十郞。大谷廣次等が繪。漆ぬりにひからせ。大津ゑめきて。甚田舍らしき物なりしに。今の江戸繪は。飽迄粹に色めき。西川のうき世繪も及ばぬ位。見れば心も動くばかり。人々のしる處なり。」芝居役者似顏は。江戸眞砂子六十帖に。元祿八九年の頃。元祖團十郞。鐘馗に扮す。其容を畵き刻みて街に賣。價錢五文。これより役者一枚畵といふもの。數種を刻すといへるは非なり。又寸錦雜綴に。壺春章が嵐音八の似顏畵を。俳優眞圖のはじめにやといへるは。何をぞや。似がほの一枚ゑは。延寶。天和の頃よりもあり。菱川が筆とおほしくして。坊主小兵衞。似がほの一枚繪を見たり。圖をもうつし置ぬ。明和の初に出きたる錦繪は。鈴木春信が畵なり。春信は歌舞伎ゑをかゝず。是あつま錦繪の最初なり。肖像をにせゑといふ。後堀河院御時。似せ繪を御好ありけるに。北面下﨟御隨身なとの影を。左京權太夫信實朝臣をめして。かゝせられけると著聞集にみゆ。【大津繪の事】近世奇跡考に云。大津繪。或は【追分繪】といふ。いづれの時代よりか

き始しにや詳ならず。元祿三年板。東海道繪圖に。大津大谷の邊。佛繪いろ〳〵ありとしるす。又芭蕉の句に。「大津繪の筆のはじめは何佛」。かゝれば元祿の頃は佛繪をもつぱらにかきしとおぼし。本朝俗諺志に。飛州の山中に。毛坊主といふ者あり。俗躰にて。常には農業木樵し。人死すれば導師となりてこれを葬す。本尊は大津繪の十三佛なり云々。世に傳へて。浮世又平がかきはじむといへども。たしかなる證なし。按るに。浮世又兵衞は。越前の產。本姓は荒木。母の姓岩佐を冒す。よく時世の人物を畫くによりて。時の人浮世又兵衞と稱す(世にいはゆる浮世繪はこゝにおこる歟)。又平といふは誤りなり。享保四年。傾城反魂香といふ淨瑠璃に。土佐の末弟。浮世又平重おきといふ者。大津に住て繪をかきたるよしをつくれるより。妄說を傳ふる歟。或は別に大津又平といふ者ありてかき始む。享保の頃まで其子孫ありしと云。予がおさむる古き大津繪に。八十八歲又平久吉とかきて花押あり。前の說のごとく。大津に又平といふ者ありしを。浮世又兵衞が事にして。かの淨瑠璃につくりしより。虛說を傳へしならん。さはいへ支考が。本朝文鑑に。浮世又兵衞は大津繪の元祖といふ。文鑑は。享保三年の板にて。彼淨瑠璃より。一年まへなれば。其前より云ひ傳へし事かもしらず。とまれかくまれ。好古日錄にしるす。又兵衞が傳を見るに。大津にて寶畫をかきし事あるべしともおぼへず。予又兵衞が正筆をさめて。其の畫風を見るに。大津繪をかくべき風にあらず。古代の大津繪を考ふるに。古土佐の風味わつかに殘れるやうにおもはる(貞享四年印本)。風流旅日記に。大津追分伏見の道なり(中畧)。奴やり持のいきほひのない繪をうるが大谷云々。かゝれば貞享の頃。已に奴のやり持たる繪ありとおぼし。」骨董集に云。元祿四年。芭蕉翠津の無名庵にありし時。正月四日に「大津繪の筆のはじめは何佛」。かく口すさめるにて思ふに。古は佛像を畫くを專らとせしを知るべし。當時は大津繪の佛を。持佛に掛る者。おほくありしゆゑに。おのづから佛繪のかたおこなはれ。戲畫はかたはらになせしなるべし。されぱこそ。當時左のごとき句どもありけれ。俳諧日本國。(元祿十六年印本)。杏花園藏本。前句「暮れてぽつ〳〵薪割家」。附句「追分の繪佛に後世を打任せ」。土山林。前句不知「大津繪に廻向してゆく鉢たゝき。一雕」。本朝諸士百家記(寶永五年印本)卷之八に云。大坂長町七丁目に。團扇屋善三郎といふ者あり。此者の裏店に。鼠關とかやいへる七十有餘の老法師あり(中略)。間半ばかりの棚を釣て。大津繪の三尊をかけ。一首の讃に「繪にかくも木にきざめるも彌陀は彌陀。未來のをはかつてたのまぬ」。又享保十一年。竹田出雲が作せし。伊勢平氏年々鑑といふ淨瑠璃に。大津繪の十三佛といふことも見えたれば。寶永の頃までも。かの佛繪を用ひ。享保の頃までも。世に散在せしものなるべけれど。今はたえて見ることなし。たま〳〵或人の藏せるを模して。左にあらはせり。但今も大津に佛繪なきにはあらざれども。昔のとはいたくたがへり。」因に云。一代男(天和二年印本詞花堂藏本)卷之三に。寺泊の傀儡の家のさまをいへる條に。屏風の押繪を見れば。花かたげて。吉野參りの人形。板木押の弘法大師。鼠の嫁入。鎌倉團右衞門。多門庄左衞門が連奴。これみな大津追分にて。かきしものぞかし。見るに都なつかしく思ふ云々。」かゝれば。天和の頃は。戲子繪をもかきしなるへし。」又五ヶ濃津の草紙(刻板の年號詳ならずといへども。按るに天和貞享の頃なるべし)卷之四に。龍虎梅竹。左字に出たる枕屏風。追分繪の奴が。露の命を君にくれべいと。赤き丹にて書たる所を見て云々」とあり。是等を按に。今に昔を失はざるものは。大津繪なり(佛繪のみ昔を失ふ)。ぬり笠きたる女の。藤の花かたげたるも古きふりなり。」按するに。大津繪の種類を謠に作りたるあり。大津繪節と名づく。其の本唄に云く。外法梯子剃り。雷錨で大鼓を釣上る。お若衆が鷹を据ゑ。ぬり笠お山は藤娘。座頭の褌を犬わん〳〵。咬へてびつくり仰天し。遽てゝ杖をふり上る。荒氣の鬼も發起して。鉦

大津繪佛像縮圖　總長曲尺一尺七寸　廣七寸五分強

一枚の紙に上下中。一文字。風帶。此形を彩色に畫あらはして、掛軸にしたるものあり

撞木。瓢箪鯰をおさへましよ。奴の槍持鐘辨慶矢の根五郎とあり。是れ等の圖を泥繪の具にて省筆に描きたるものなり。嬉遊笑覽に云。大津繪は傳へていふ。岩佐又兵衛が畫き始たりとて。それが子孫めかして。又平久吉なとゝ落欵したる畫も有り。たしかならぬヿなり。其畫法は信貴山玉藏院に。明兆が地藏菩薩の繪を繪表具にして。十戒圖をかきたるは。海北忠左衛門藤原某とかあり。これ今の大津繪にひとし。(清水寺の額に。賴政が怪鳥を射たる圖は。この海北忠左衛門が筆なり。寛永十二年乙亥六月吉日と識したり。)また畫者の名はしらず。奴の番椒を肴にして酒を大杯にて飲ところをかきたる上のかたに。當時の小歌を書たるは。正しく光廣卿の書なりといふ(古きすまふの繪に。此繪の畫法なるあり)。鬼の念佛。ひさこもてなまづ押る畫等のヿは。雜考の中にいひたり。似我蜂物語に。上町の友達共より。合せて初心連歌の會をして遊はむとて。先床には大津。粟田口の道にて買。天神の御形ひつはり。竹の筒に花を生。かはらけに抹香をふすべける。松の落葉(三)。大津追分畫踊の唱歌あり。其内に。猫が三味ひく。酒のむ奴。あたご參りに袖を牽れた云々(此愛宕參りと云は。古き小歌にありと見えて。備前老人物語に。何れの陣にや。名も忘れたり。信長公の侍云々。左に扇を持。右手に刀を拔。大音に愛宕參に袖をひかれたとうたひて。をとり出たりと有)。こゝのゑ。元より佛像を宗として。其外は旁にかきたる物にはあらず。佛像は田舍人の求るために書初めしを。後には買ふ者もあらされば。おのづから書ずなりたるにこそ(今も追分にて。佛繪を賣れとも。常の佛畫を彩色したる也)。其かみ。此繪の外に。今の一枚繪のやうなる物もなければ。此を童の手遊にせしなり。傾城返魂香といふ淨るりに。浮世又平。大津に住て。繪をかきたる由を作れり。是に依て其の説ます〳〵廣がりぬ。一代男(天和二年)。いづもさき。寺泊りの處。屏風引まはして有ける。おしゑを見れば。花かたげて吉原參の人形。板木おしの弘法太師。れづみのよめ入。鎌倉團左衛門。多門庄右衛門かつれやつこ。此みな大津の追分にて。かきし物そかしとあり。賢女心化粧(三)。池の側の針屋。花かたけたおやまゑなど。かく人と隣り合せ云々。

【繪双紙】嬉遊笑覽に云く。繪雙紙源氏(ほたる)。なか雨例の年よりもいたくして。はるゝかたなく。つれ〳〵なれは。御かた〳〵。繪もの語なとのすさひにて。あかしくらし給ふ云々。この下に。こまのゝ物語。うつぼの物語の。畫のことも見えたり。古は。物語も畫にかき翫とせしもの。今も稀に。その繪卷物傳はれるもあり。實錄もあれど。多くは戯作なり。又繪合せの爲に。作りたるも多し。諸寺の縁起なども。同ドさまなるは。兒女子にも見やすからしめんがためなり。源氏(蓬生)に。ふるめきたる。みづしあけて。からもりはこやのとし。かくや姫のものがたりの繪に。かきたるをぞ。とき〳〵のまさくりものにし給(ひたちの宮をいふ處なり)と有。かくや姫は竹取なり。其餘は傳らず。淸少納言にも。物がたりの名。住吉をはじめ。こまのゝ物がたりまで。數多出したれども。大かた絕て久しきを。八雲御抄にも。住吉の外は記されず。すべて是等も。古へ繪卷物にてありしなるべし。後世足利將軍の頃に至りても。さま〳〵作り出たる物多しと見えて。今しほや。ふんしやう。鉢かつぎ。淨るり十二段の類。御伽双紙と稱ふる物の内に收む。今女子婚禮の棚飾に用るは。古風の遺れるなり。是を卷双紙と稱ふるは。俗名なから。源氏(梅枝)に。またかゝぬさうしども。作りくはへ。表紙ひもなどいみしうせさせ給ふ。花鳥餘情に。卷物をも。双紙といふ也とみえたり。沙石集に。三井寺に。侍從房と云もの。情あることをいふに。小兒共の。始てのぼりて。有つかぬには。繪なんど見せ遊び戯れて。あり付ける。正章獨吟千句(正保四年)。「けふよりやいろはちりぬる假名月。しぐるゝ窓にひらく繪草紙」。また是を草双紙ともいふ。思ふに昔の双紙物語に分つが爲に。後に當時出來るものを。しか呼しにや。草ざうしとは。双紙と草子と。聲同しければ。草ざうしといふなり。そは徑山金山。おなし音なるを分ちて。こみちきんざん。かれきん山と呼と同例なり。又正章が千句に。「さのみ人に違はぬ猿のなり形。うき名とらるゝ内裡女臈」。大かたは戀ちをかける草ざうし」。西武獨吟。「うつむいてみゐのもとなる水濁り。伊勢物かたりうつす繪双紙。日に向ふ國の指圖は何のため」。(自注に。伊勢や日向の物がたりとあれば付るなり)。僕子任口が序に。鼠のよめ入。うそ姫の戀くさまで。そのためしに引ぬはなし。醍醐隨筆に。程朱を學ぶ人も。又經書の外は。ヿ〴〵く雜學なりとて聞もいれず。鼠の草紙などのやうにおもふ云々。賑草に。歌のよみやうをいふ處。鼠のさうしの。聟しうとの。歎きくやうに成ぬべし。又云。川原のあやつりも。草子となして。童女のなぐさみとす云々。御伽さうしの内には。猫のさうしといふも有。あやつりを草子にするは。播磨六夫などが頃には。淨るり版本は。五段を細字に書。その間に一段毎に繪あり。童部の翫び物とす。是をしらみ本といへり。江戸にてもかくのヿし。南畝老人語りけるは。昔の繪双紙は。唐かみ表紙にて。土佐淨るり。本文は金平などの本にてありしを。享保の頃より。鱗形屋にて。萌黄の表紙を付。鳥居流の繪本を出す。是青本の始なり。後また黃表紙とかはりたれ共。猶それをも青本といふ。赤き表紙の本は。昔よりありて。

ヱ

是を赤本と呼ぶ。また表紙の標書を紅摺にし。双紙の絵も。鳥居風をかへて。當世錦様の畫となりしは。寶暦十年庚辰の春。油町丸小山本九兵衛が家の双子。丈阿戯作の本を始とす。これより所々のさうし。題號みな紅摺となりたれ共。鱗形屋のみ。古風を守りしが。安永五年丙申より。草子の絵。また表紙の題號ともに。風をかへて。紅摺となす(是迄は例年青表紙に題號を書。赤き紙に畫をかきたり)といへり。享保頃より。上方の絵双紙は。行成紙の表紙にて。三冊もの。毎春發行して。子供の翫とす。畫工は祐信など。詞書は其碩自笑など也。また畫上に。俳諧發句。狂歌等を書たるあり。小川氏が昔咄に。京都八文字屋。浮世双紙。五册もの。役者評判記は。其碩自笑といふ者述作にして。毎年正月二日定式にて。大傳馬町。鱗形屋孫兵衛といふ。絵草子問屋賣出せり。五册者には。名文も多し。評判記は。京。大阪。江戸。歌舞伎役者の顏みせ狂言の善惡の評なり。顏みせ狂言。十一月朔日より初れ共。狂言省畧にて。やう〳〵五六日頃より。とりしまる狂言なるを。評判をしるし梓行して。正月二日に。江戸にて賣弘む。誠に速なるを。驚入たる仕業なり。延享。寛延の頃は。雨書ともみな人待かねみるをなりしが。五册ものは。寶暦の末より絶て梓行なし。評判記は。京都にて作りて。今以て出れ共。正月二日よりは出ず。程過て江戸へ來る。其故は。折ふし江戸にて。江戸役者ばかりの評判を。こしらへ賣れとも。人々更に賞翫せず。其碩がとは「翁草に。八文字屋自笑が。浮世双紙の編者に。江島其碩といへるあり。よく世情をのぶ。筆勢をさ〳〵近松に幷ぶ。所謂。曲三味線。色三味せん。契情禁短氣。はた諸の容儀類などは。今の世の人も是を翫ぶ。されども淨るりをかくとはならず。近松は又双紙を作る事をえず云々。「後の南嶺は。其碩を欺くばかりに。作意巧みなれとも。其情陋しうして。其碩が上に立んとかたし。それより下つかた。擧ていふべき作者なし。」今の世に散はふ。よしなしとをみれば。つかまへ處もなき。莊子のうへ行。うその出來損ひにて。筆しぶり文章なまりて。評すべきたくひにあらず。」一話一言に。中川飛州手書といふを引て云。三十年以前までも。絵艸紙なくは。古への武者功名の次第。又はいづれの軍。いつれの敵打などいへるものを。絵につゞり。詞を書くわへ。童蒙の見るべきものにありける。安永のころ。高慢齋行脚日記といへる戯作出て。放蕩無賴の世に處する趣を書あつめ。淫奔の媒となす。此の編大に世に行れ。幼稚のたのしみとならず。只大人の翫となり。人氣をとらかす。是より年々月々淫蕩無賴の趣を綴りて。絵双紙とせり。搢紳士大夫の間。此双紙の巧拙を論じ。消日の談となすに至る。於此つひに勇剛孝義の著述すたれ。童蒙の玩を奪ひぬ。其の後寛政のはじめにおよびて。作者を呵責せらるゝ事あり。是より又一變して。心學のおもむきをとり。事は當時の洒落に渡り。教訓を表として。陰に無賴者の意を迎ふ。此編數百部日をあらそふて出るに及て。さきの淫蕩の編すたる。しかれどもつひに古へに復する事あたはず。幼稚の玩好によしなし。大人もまた是を捨る事なし。幼稚の導をあやまる事すくなからじ。

ヱ

【手畫】といふ事。嬉遊笑覽に云。香祖筆記曰。云々。有二王秋山者一。工爲二手畫一。凡人物樓臺。山水花木。皆于二紙上一。用二指甲及細針一挙出。設色濃淡。布境淺深。一法二古名畫一。按挙當レ畫。珥音染。字書以レ手挙レ物也。近閩中有二織畫一。乃破紙爲レ絛織二成之一。山水。人物。花鳥。布置設色。種々臻レ妙。與二刺繡一無レ異。亦奇技也。貞幹云。近年珥畫まゝあり。俗に指畫と云。龜玉これが祖をなす。」藝苑日渉に云。指頭畫。謂二之手畫一。又謂二之爭畫一。近來有二池無名者一。工二此技一。嘗爲レ人作レ之。伊藤介亭先生在レ座。賞嗟久之。曰。窮鄉偏邑。乏レ筆之居處。亦復可レ寶也。無名聞レ之大慚。終身不レ爲二此技一。余嘗聞二之餘韞卿一。深感二其言之有一レ味。

【白描法】嬉遊笑覽云。すみ絵。守武千句。「もとあらの小萩しうき大臣。あはれにもむらさきすみ畫かきくらし。」鍾馗は墨絵に限りたるやうなり。」また土佐家の絵に。着色なきを白絵といふとぞ。漢土に白描といへるに似たり。榮花(初花)。「しらさうそくとものさま〳〵なるは。たゞすみゑのこゝちして。いとなまめかしとある墨絵。件のしら絵におなし。

【一筆がき】嬉遊笑覽に云。一筆がき。今昔物語。比叡の山の無動寺に。義清阿闍梨といひし僧。畫を好みて。嗚呼ゑの上手なり。筆はかなく。たてたるやうなれとも。たゞ一筆に書たるに。こゝちえならず見えて。おかしきとかぎりなし云々。紙つぎて。かゝする人あれば。只物一つ許ぞ書たる。亦人かゝせければ。端に弓射る人の形を書て。おくの半に的をなむかきたりける。中には箭の行く形とおぼしくて。墨を細く引わたしたりけるとみゆ。おかしき絵をは。これに依て嗚呼絵といふべし。

【一畫付】同書に云。西鶴が大鑑に。戯をする事をいひて。一畫付の雜慰み。扨は扇引するもありと云り。是は一筆がきの事かと思へど。さもあらぬやうなり。今人二三人も集り。互に一筆づゝ書て。おのづから思ひもあへぬ絵になる戯あり。一畫付は。この類にや(又此類のより合がきに。一筆二ふて。何とも分らぬ物を書て。是を題となし。人々思ひ〳〵に。その上に書添て。絵になすに。よきもあしきもありて。興を催す。又絵を何にても一種かき。次の人その絵に書つぎ〳〵する。其工夫さ

まく／＼なるおかし。題を出してかゝするを惡ゑといふ。判者有てよきを撰み。勝負をなす。繪は拙きも。筆かず少く判し物のやうなるをよしとす」。

【燒畫】同書に云。燒繪信實朝臣の今物語に。やむことなき人のもとに。今參りのさふらひ出來にける。やきゑをめてたくするよし聞えければ。前によびて。檀紙にやき繪をせさせけるに。何をかやき侍るへきといひければ。水にはをしをやけといはれけるに。打うなつき。水にはをしをいかゝ燒べき。と口すさみけるを。あるし聞とがめて。おなしくは。一首になせと。いはれければ。かいかしこまりて。「波のうつ岩より火をはいたすとも」といへりければ。人みなほめにけり（或人云。燒繪は炭火の上の。白灰をとりて。研墨に交て。繪にても。文字にても書て。燥し。紙捻のさきに火をつけて。彼書たる處に。火を付れば。火は墨をつたひやけ行て。彫たる如くになる也といへり。これはまことのやき繪にあらす）。好古日錄に。燒畫古製のもの。此間の紙を用。其燒こと濃淡ありて。着色の狀あり。今存するもの至て尠し。又唐紙を用るものあり。至古のものを見ず。異邦の製と同し。曠園雜記に。火炭作レ畫。武怙安寧州人。能以ニ火炭一畫レ竹。絕ニ精巧ニ不レ可ニ多得一（曠園雜志は。宋陳琰が撰にて。說鈴の內に收めたり）。また述異記に。永寧州通ニ大道一處。有ニ上岡一。岡側一小茅庵。庵中一道人。以ニ賣ニ馬鞭竹快一爲レ業。傍置ニ一爐一。取レ炭焠ニ鞭快一。即成ニ人物山水花鳥一。較ニ倭銀一更細。所レ穫錢。即修ニ路及橋一云々。これまた燒繪なり。竹快とは。竹筋なるべし。倭銀といへるは。紅毛の銀錢などをいふにや。本邦の銀に繪はなし。源平盛衰記に。三浦義盛が矢に。三浦小太郎義盛と。燒繪したりけるとあるは。燒印なり。文字をも燒繪といへるは。繪のやうなればにや。紙に燒は。小き鏝を作り。火に燒て紙に繪をかくなり。鏝は好みに任せて。色々あり。生紙には燒がたし。奉書などの厚きをよしとす。明治の初ごろは。張子の茶筒。又は桐木製の金米糖の箱には。必ず燒鏝にて。草木花鳥なとの畫を書きたるものなりき。今竹細工の上などに燒畫を書くには硝酸鹽酸などにて書くなり。

【水書。吹繪。墨流し。あぶり出し】同書に云。水上に書畫をかくは墨流しの方なり。物類相感志云。磨黃芩寫睽在ニ紙上一。以水沈去レ紙。則字畫脫在ニ水面上一（此書蘇軾著とあれども。書中に東坡が筆を收る法をいへり。後人のさかしらに。作者を記せり）。また黃蘗白礬を用ひて。字をかくもよし。又一法。小豆粉一匁。黃柏五分。明礬一分。これを麻切に包み水に濕し。紙にひたし。其上に文字にても。繪にても書て。水の內に浮め。細き竹串にて。紙を突は。紙は底に沈み。書たる墨ばかり。水上に浮み殘るなり。又た明バンにてかきたるは。白紙の如くなれど。水中に漬せば。文字あらはる。睽車志に。をさなき物語あり。李恒といふ者。巫祝を業とす。陳增といふ者の妻。李恒をよひて。巫事をなさしむるに。手洗の水に白紙を沈めて祝す。その紙のうへに。鬼ふたりにて。女を捕へて曳ゆくさま。顯れければ。妻女これを懼ろしく思ひて。夫の陳增に告しかば。陳增その明の日。また李恒を呼しめ。手洗の水に紙を沈めて。李恒が妻のしゝ如くにして。李恒に見せしむ。その紙のうへに數多の鬼ども。一人の男を追責て。行處をうつせり。その男の名をしるして李恒とありければ。李恒は慚おそれて。逃歸れりと也。其注に。蓋以ニ白礬一畫ニ紙上一。沈ニ水中一與レ水同レ色といへり。【水を吹て壁に字をかく事】西鶴が置土產に。陰子どもの藝をいふ處に。松風琴之丞年十七。影人形よくつかひ申候。此ほか口から水を吹き出し。壁に文字をうつし申候（祐信か繪本に。遊女水を吹て。壁に文字を寫す圖あり）。【墨流し】は。ふるき物なり。古今集（第十物名部）に。すみながし。「春かすみなかしかよひちなかりせは。秋くる雁はかへらさらまし」（春霞の中の通路といふなり）。尺素往來に。內曇墨流等之短策懷紙云々。藤貞幹云。墨流し。後世種々奇巧をなすが如きは古昔なし。淡墨を用ふ。一條の翠烟風に隨て飄るが如し。四百年許のものに。甚雅趣のもの有。墨流の法。桐の木白灰一匁。松脂五分。明礬三分。これをまぜ合せ。墨または紅粉藍なとの。繪の具を加へ用。また一法。墨の內へ。松脂。烟草のしぼり汁を入るもよし。先油氣なき器に。水を汲。硯墨に松脂を入。また青松葉よく搗て。其汁を入たるをもよし。墨は筆に漬し。水のうへに。筆先を入れは。墨丸く浮むを。細き竹串箸なとの先。頭髮を撫て。油氣を付てさし入れば。墨開き散めぐる時。其鉢を靜に動かせば。色々にうづまくを。紙を漬して移しとるなり。金泥は紙を板に張て。乾あげて。墨の間を彩るなり。篗絨輪。「更る夜の油烟ざしきの墨流し」云々とあり。今の西洋綴書籍にマーブルを付くるも。是と同じ法なり。

【雲母繪】役者の似顏畫等を以て一時行はれたるとあり。」王政維新の變は繪畫の上にも偉大なる影響を來せり。明治の初年には他の事物とゝもに繪事も大混亂の渦中に卷込まれ。人心紛然亦之を顧みるものなく。古來の名畫珍什其貴を失ふて土芥の如く捨てらるゝもあり。僅かに幕末の餘勢を受けたると世人の單純なる思想とよりして。文人畫が少しく行はれたるに止まりしが。世狀の落着き行くとゝもに。此破壞時代も過ぎ去り。十年の頃よりは所謂國粹保存論の時代となりて。我繪畫の眞價を說の聲起りければ。是に繪畫も復び世人に注意せらるゝやうなり。海外に

ても日本固有の美術なりとて賞揚すること。漸く本邦人の耳を聳てしむるに至れり。廿年以後は更に一進して我繪畫の上に何くれと開發の途を講じ。只管世界的繪畫たらしめんと謀るもありて。日本式。西洋式ともに各〻研究の歩を運びつゝ今日に至れり。此等大局の變遷に伴ふて。文人畫は程なく衰へ。狩野派圓山四條派等持て囃さるゝに至り。狩野派には初め狩野芳崖。橋本雅邦の二人あり。芳崖物故せし後は。雅邦同志とゝもに東洋畫の開發に務め。圓山四條派には川端玉章等ありて。是亦生面を開けり。要するに今日は何れも流派を固守するなどのことなく。古來各時代の繪畫の精粹を渾和して新畫を作らんと欲し。技術の上に創刱の描法を得んと企て。或は偏へに自然の寫生に向て進むもあり。即ち美術院。無聲會などいへる畫家の團躰之に屬し。舊式を持し。舊狀の下に斯技を研究するもの美術協會。日本畫會等ありて。各〻毎年展覽會を開き居れり。【浮世繪】は初め外人に依りて其妙を激賞せられ。後ち邦人の志想少しく進むに隨ひ。其價値を認め。彼是れにて近年其古畫なるものは意外の估價を見るに至り。維新以前までは世人に卑められし畫家の位地も亦他と均しく遇せられて大に其觀を改めたり。【新聞雜誌の挿畫】等は明治年間に起れる繪畫の新現象と謂ふべきものなるが。此は此浮世繪派の畫家が占領する所にして中に見るべきもの尠からず。今一とつの大現象ともいふべきは油繪なり。

【油畫】嬉遊笑覽に。油畫は西洋の畫法にて。今はこゝにて書るもの。蠻畫に異ならず。貞徳が。安布良加須に。「かしらも髭もぬれわたりけり(其付句の內)」。獅子やぎう。さてもかいたる油畫に」。ぬれわたるは油の光澤をいふなるべし。浮畫と稱ふる物も。西洋の畫法なり。唐山にて是を遠視畫といふ。彼こにも。今は專ら西洋のことに傚ふ。大清耕織圖なとを初め。磁器の染付にも。山水遠景。この法を用(又硝子に。油畫をもかき。また近頃。ヘルレンスの石摺。多く新渡にあり。是西洋の彩色の具なり)とあり。司馬江漢。西歐堂田善の如き西洋畫を摸し。圓山應擧。椿々山も之を描きしとのことなるが。幕末より明治に掛けて我邦に之を導き。草創の間に之を拓きしは高橋由一なり。安政大地震の畫は其の寫生に係れり。司馬江漢あたりのことは姑く置き。今日寫生畫の最も古きものといへば即ち是れなるべし。當時舶來銅版の畫を眞書き筆にて細寫し洋畫を學びたるよし。其困難想ふべし。次て慶應年間に至り。英人ワグマン來朝し。始めて油畫の法を教ふ。後國澤彦九郎。英國より歸朝し。彰技堂といへる畫塾を(此人兩三年にして物故せり)。高橋由一は。天繪學舍といふを開き。又川上東崖の一畫塾あり。今の淺井忠。小山正太郎。松岡昇等も此人〻の門に在りて學びしなり。九年。伊太利人ホンタチジー。工部美術學校に聘せられ來りて油畫を教ゆ。十六七年。原田直二郎獨逸より歸りて少しく畫風變じ。廿六年頃。黑田清輝。久米桂一郎等佛國より歸りて。世の油畫の畫風大に變じ。洋畫界頓に振ふに至れり。洋畫にも亦團躰あり。明治美術會は前に記せる淺井。小山。松岡などいへる人〻創設し。黑田。久米等も歸朝後之れに入りしが。程なく分れて別に同志と共に白馬會なるものを起し。年々展覽會を開けり。斯くて洋畫は益〻進歩するとゝもに。漸次世に行はれ。邦人も徐々之れに向ひて嗜好を帶ぶるやう成來りしなり。【繪畫修業の塲所】も各畫家の塾舍ある外に東京美術學校ありて。此に日本畫竝びに西洋畫を教へ。近年女子美術學校なるもの起りて。女子に繪畫を授け居れり。【パノラマ畫】北米戰爭のパノラマ畫を外國より求め來りて其の畫館を開くものあり。次で維新の戰爭。日淸戰爭などのパノラマ畫を作るもの出で來れり。書籍雜誌の【表紙其他裝飾上の畫】など近ころ模樣掛りし洋畫を用ふるが多く。此も世の氣運とゝもに變象を呈せしなり。【石版畫】も洋畫の流行に伴ひ。盛んに行はるゝが。多くは錦繪代り其他看板等に用ひらるゝものと知るべし。

【標本】英語モデル。すべて美術品の製作に用ゆる原形なり。我邦にて始めてモデルを使ひたるは。明治七八年頃。工部大學に美術課を置き。西洋畫科を加へたる際なるが。當時は裸體畫は稀れにして。多くは着衣の姿若くは顏面のみを寫生したるに過ぎざりし。明治十年の博覽會に同校生徒の出品せる洋畫の內。一人の男袴を穿ちて片膝を支き。弓を滿月に引絞りて狙ふ有樣を猫きたるものありしが。是れ正しくモデルに依りしものなりといふ。然るに其後洋畫の流行衰へて。前記の美術課も廢止となりしが。既にして東京美術學校起りて。明治二十九年九月より西洋畫科を置き。目下盛に教授することゝなりたれば。從つて絕えずモデルを使用し。目下一週間交替を以て。日々一人宛のモデルを雇入れ置けり。モデルの需用供給共に尙ほ少なき今日なれば。之が口入業を營む者も僅かに二三に止まるよしなるが。最初美術學校に口入れしたる者は。根津邊に住し。其後同七軒町四番地に移れる姓不詳コウと云ふ者なりしと。然るにコウは其後賃銀の折合付かずして口入を謝絕したれば。目下は谷中初音町二丁目四番地宮崎キクと云へる者引受け。學校の依賴に應じ居れども。何分應需者の少なき爲め。自分一人にては間に合はすとて。同番地に住する姿見某を手先きに使ひ。頻りに被傭者を詮索し居るよし。又一己人にしてモ

デルを自宅に呼寄せんとする者は。學校にて使用したる者は面白からずとて。出入の女髮結等に賴み。內々周旋せしめ居れり。未だ事慣れざる丈けに。日本人は目下の處西洋のモデルの如く人慣れず。至極上品なるは好ましけれど。裸體畫のモデルとなるを厭ふには。畫家も每度困らせらるゝよし。扨美術學校に於て始めて女の裸體を畫きたるは。去る明治廿九年十月頃にして。一人はハナ(當時十六歲)と云ひ。一人は廿七八歲の女なり。其當時の月給は一日二圓を學校より取次き人に渡し。取次人は內一圓を手數料として差引き。殘り一圓を口入業者に渡し。口入業者は更に一割若くは二割を引去りて。其餘を當人に支拂ふの常なりしが。目下の相場とも云ふべきは。一日小兒六錢。六七歲二十錢。十五六歲三十錢。二十歲(女)四十錢。(男)六十錢。裸體(男)一圓。(女)八十錢。老人(男)五十錢。(女)二十錢。老人裸體七十錢前後なりと云ふ。

エイ 纓。(カムリを見よ)

エイセイ 衛生。近來人民のために。官にて衛生の事がらを講ぜらるゝは人生を重ずるの一美事なり。其事に關せる令條の大畧を擧ぐ。

【衛生上の官衙及吏員】明治八年六月廿八日。文部省管理の衛生事務を內務省に屬し。同省に衛生局を置く。同十八年六月。東京府は區郡町村に人口に應じて。衛生委員を置く。同十九年十一月勅令第六十九號を以て中央衛生會を置く。二十年五月勅令第十七號。衛生試驗所を置く。二十九年三月勅令第百四號を以て。血清藥院を置く。同第百五號を以て痘苗製造所を置く。同第九十三號を以て。傳染病研究所を置く。同年四月勅令第百三十七號を以て。海港檢疫所を置く。」明治十九年十一月四日勅令第六十九號。【中央衛生會官制】第一條。中央衛生會は內務大臣の監督に屬し。各省大臣の諮詢に應し。公衆衛生獸畜衛生に關して意見を述へ。及其施行方法を審議す。」第二條。中央衛生會は各省主管事務中衛生に關する事項に就ては。其主任大臣に建議することを得。」第三條。中央衛生會は衛生各般の事項を警視總監。北海道廳長官及府縣知事に尋問し。或は臨時會員を各地方に派遣して檢察せしむること得。」第四條。中央衛生會議事規則は該會に於て之を議定し。內務大臣の認可を請ふへし。」第五條。中央衛生會に職員を設くること左の如し。」會長。內務次官を以て之に充つ。」委員。左の各官を以て之に充つ。陸軍省醫務局長。海軍省衛生部長。宮內省侍醫局長官。帝國大學醫科大學長。警視總監。東京府知事。內務省衛生局長。內務省警保局長。內務省參事官二人。其他醫師七人。獸醫二人。及化學家二人を以て委員とす。臨時委員。幹事。內務省衛生局長を以て之に充つ。書記。」第六條。會長は本會議事規則に依り。議事を整頓し。其議定せしものを內務大臣及主任大臣に具申す。」第七條。會長事故あるときは。開會當日の上席人をして其事務を代理せしむ。」第八條。委員中醫師。獸醫。化學家。內務省參事官。及臨時委員は內務大臣の奏請に依り。內閣に於て之を命す。」第九條。幹事は會長の指揮を受け。庶務を整理す。」第十條。書記は判任とし。會長之を任免す。上官の指揮を受け。議事を筆記し。及ひ文書計算に從事す」とあり。明治廿年五月廿一日。勅令第十七號。【衛生試驗所官制】第一條。東京。大阪。橫濱に衛生試驗所を置く。」第二條。衛生試驗所は內務大臣の管轄に屬し。衛生上試驗に關する事項を取扱ふ所とす。」第三條。各衛生試驗所に職員を置くこと左の如し。」所長。技術官。屬。」第四條。所長は內務技師を以て之に充つ。內務大臣の指揮監督を承け。所內の事務を管理す。」第五條。技術官は所長の指揮を受け。檢査の事務を分掌す。」第六條。屬は上官の指揮を受け。書記計算等に從事す。」第七條。衛生試驗所に檢明。藥劑の二部を置き。技術官を以て部長に充つ。」第八條。檢明部に於ては左の事項を掌る。」一。大氣用水土壤衣服飮食物礦泉等に關する事項。」一。警察及裁判醫事の化學的に關する事項。」第九條。藥劑部に於ては左の事項を掌る。」一。藥品の精粗。眞贋及其醫藥用の適否に關する事項とあり。明治三十三年三月內務省令第六號を以て。掃除監視吏員を各市に置く。仍て東京市は衛生組合を各町村に置き。各戶主を以て組合員とし。其衛生に關する事務を取扱はしむ。

【傳染病豫防法】明治十年八月內務省乙第七十九號を以て。コレラ病豫防法心得方を達す。」同年十月同省乙第九十一號達を以て。虎列剌病豫防に就き。沿海諸港に於て內外國船舶出入取扱方を定む。」同年十二月同省乙第百十七號達を以て。虎列剌病流行地方に於て。冬日冱寒の時に乘し。便所。下水。芥溜等修繕淨除の方法を設け。該毒再萠の豫防に注意せしむ。」十二年六月第廿三號布告を以て。虎列剌病豫防假規則を制定す。」同年八月第三十二號布告を以て前令を改正す。」十三年七月第三十四號布告を以て。十二年第三十二號布告を廢し。更に傳染病豫防規則を制定す。」三十年四月法律第三十六號を以て。傳染病豫防法を制定し。同五月內務省令を以て。其施行細則を定め。前則を廢止す。同廿二年九月警視廳は理髮店取締法を發布す。」三十四年三月。禿頭病流行に就き。警視廳は之を厲行し。男女髮結とも白き衣服を衣ることゝなる。」廿七年七月內務省訓令第四九七號汽車檢疫心得。」三十年七月內務省令第十九號。第二十號。汽車檢疫規則。船舶檢疫規則を定む。」三十年六月內

務省令第十五號檢疫委員設置規則。」二十八年四月廿日內務省訓令第四號。市町村に設置すへき避病院設備標準。」三十二年十一月勅令第四百三十四號。傳染病豫防の爲め。物件輸入禁止の件を令す。」三十二年二月法律第十九號及同七月內務省令第三十四號。同訓令第廿六號を以て。海港檢疫法を定め。海外より來る船舶に檢疫を行ふの法を定む。」同年七月內務省令第四十號。健全證書交付手續を定む。」

【種痘】明治三年四月府藩縣をして種痘を人民に普及せしむ。」七年十月文部省第二十七號布達を以て。種痘規則を定む。」九年四月之を廢し。內務省甲第八號を以て。種痘醫規則を定む。」同年五月內務省甲第十六號布達を以て。天然痘豫防規則を定む。」十八年十一月第三十四號布告を以て。前令を廢し。種痘規則を定む（シユトウを見よ）。

【牛豚類豢養取締】明治六年五月第百六十三號布告を以て。三府市街の區內は勿論。人家稠密の塲所に於て。豢養を禁ず。但乳牛は之を許す（ボクチク及びギウニウを見よ）。

【賣藥】バイヤクを見よ。

【藥品營業。藥品取扱規則】ヤクザイを見よ。

【阿片取締】明治三年八月布告を以て。生阿片取扱規則を制定す。十一年八月第二十一號布告を以て。前令を廢し。藥用阿片賣買並製造規則を定む。」三十年三月法律第二十七號を以て。阿片法を制定し。前法を廢す（アヘンを見よ）。」

【醫師免許規則】明治六年六月文部省第八十九號達を以て。現時醫術開業者の明細書及醫師の人員等を申達せしむ。」七年三月文部省達を以て醫制を定め。先つ三府に於て漸次施行せしむ。」八年二月文部省より醫制に基づき。新に醫術開業者の試驗科目を三府に達す。」同年四月醫制を改正す。」同年六月第百拾二號布告を以て。文部省管理衞生事務を內務省に屬す。」九年一月內務省乙第五號達を以て。新に醫術開業せんとするものゝ試驗科目を定む。」十年八月內務省乙第六十六號達を以て。維新以來官廳及地方公立病院に於て醫術を以て。奉職從事の者は試驗を須ひず。免狀渡方をなさしむ。」十二年二月內務省甲第三號達を以て。文部卿の認可を得たる醫學校の卒業生は試驗を要せず。開業免狀を下付するものとす。」同年八月第三十九號布告を以て。醫師たる者。醫業に關し。犯罪若くは不正の行爲あるときは。其業を停止若くは禁止す。」十六年十月第三十五號布告を以て。醫師免許規則を制定す。」十八年三月內務省達甲第七號を以て。入齒。齒拔。口中療治。接骨營業者の取締を。同第十

號を以て鍼灸治營業者の取締を令す。」二十二年三月內務省令第三號を以て。藥劑師試驗規則を定む。」

【建築物衞生】明治廿年十月警察令第十六。十七號を以て。旅人宿。下宿屋の建築方は。室內に光線空氣を流通するを要す。同十五年五月警視廳決議に。劇塲建築認可には。空氣の流通を善くせる者たるを要す。」十九年十二月警視廳許可の內規に。劇塲の構造は厠圊を塲外五間以上の地に設けしむ。」同廿四年四月文部省令第二號小學校設備準則を定む。」三十一年一月勅令第六號を以て。學校に醫師を置かしむ。」

【墓地火葬塲】明治六年布告第二百五十三號を以て。火葬禁止の制を解く。同七年六月廿二日。太政官達を以て墓地取扱規則を制定し。指定の墓地の外。朱引內に新墓を設くるを得ず。」八年六月內務省乙第八十號を以て。燒屍塲の取締法を定め。同七月東京府達を以て。火葬の屍は朱引內に葬るを許す。」同十七年十一月。內務省の訓令に墓地の位置を制限す。」

【飲食物】明治十三年四月警視廳甲第十七號を以て。賣肉の檢査法を定む。」同十一年六月警視廳は始めて牛乳搾取塲の位置を制限し。其の構造法を指定し。及び牛乳販賣の方法を規定す。」同三十三年五月內務省令第二十號。販賣牛乳の性分標準を指定す。」同十四年四月十九日警視廳令第十八號。人身の健康に害ある着色染料の使用を禁ず。」三十三年四月內務省令第十五號を以て。牛乳營業取締規則を定め。全國此の令に據らしむ。」同二十一年三月警察令第五號を以て。氷雪營業取締規則を定む。」同三十三年六月內務省令第三十號。淸凉飮料水取締法を設く。」同十年十月警視廳丙第五號。飮用水販賣者の取締として。同運搬する舟を制限す。」三十三年二月法律第十五號及同年三月內務省令第十號を以て。飮食器。割烹具其他の物品の衞生に害あるものを禁停止するの制を定む。同三十三年七月內務省令第廿七號を以て。同規則を全國一般に令す。同年三月法律第三十三號を以て。未成年者喫煙を禁ず。

【道路衞生】明治五年七月太政官布告第三百二十五號を以て。道路溜水の掃除方を令す。同十一月司法省違式註違條例を定め。死禽獸を賣る者。獸屍其他汚穢物を往來へ棄る者。蓋なき屎尿桶を運搬する者。市中にて大小便する者等の罰條を設く。同七年警視廳之に追加して。人家稠密の塲所にて鱁鮧を干すを罰す。

【汚物掃除】明治十二年一月警視廳甲第四號を以て。市街掃除規則。及び厠構造規則。及び屎尿汲取規則を制定す。」同廿年四月十四日。更に厠圊。芥溜。下水取扱規則を創定し。厠構造並屎尿汲取規則を廢す（警察令第六號）。其略に曰く。本則中厠圊。芥溜。下水と

稱するものは。都て宅地内に在るものを謂ひ。本則は府下十五區及ひ品川。千住。板橋。新宿の四宿に適用するものとし。厠圊。芥溜。下水の新設改造は。其著手前完成後。共に所轄警察署に上報せしめ。厠圊を設くるは地盤より三寸以上を高くし。雨水の流入を防き。踏板下の周壁は石材煉化石若くは厚板を以て構造し。屎尿壺は釉薬を施したる甕。或は不滲透質の物を用ひ。屎尿の運搬時限は日沒より日出に至り。堅牢なる容器を用ひ。且緻密なる覆蓋を爲し。屎尿船は定繫所の外に繫留せしめす。芥溜の底部は石材煉化石或は厚さ三寸以上の「コンクリート」を以て敷設し。其側圍は石材煉化石或は厚板を用ひ上部には除雨の裝置を爲すへし。芥溜を設けさるものは瓶或は桶箱等を以て之に充つ。塵芥は堆積せしめす。時々之を掃除し。其運搬は覆蓋ある容器を用ひ。途上に散逸せしむ可らす。暗渠露渠共に石材煉化石セメント敲内外に釉薬を施したる陶器。若くは陶管を用ひ。露渠は或は厚板を用ゆ可し。下水には魚鳥の腸骨瓦礫塵芥等を投棄す可らす。毎年二回以上之を浚渫し。其汚泥塵芥等は規定の地に非れは之を投棄す可からす。本則は六月一日を以て施行の期と爲し。在來の厠圊芥溜下水は改造の際。本則に照依せしむ。而して本則に違背する者は。一日以上五日以下の拘留。或は五錢以上一圓五十錢以下の科料に處す。」同二十年六月一日糞尿船繫留所。塵芥淤泥捨場を創定す(告示第十一號)。從來糞尿船繫留所淤泥捨場等の定めなきも。此に至て之を定め。汚穢物の惡臭等をして人家稠密の地に入ること莫らしむ。」同二十一年四月十八日屎尿を運搬するに臭氣の發散せさる容器と看認むる者は其上願により時間以外にも運搬を許可するを得。」二十二年四月一日厠圊。芥溜。下水取締規則を改定す(警察令第十四號)。規則中屎尿運搬時限の制限を廢し。且運搬の容器は檢査を經たる者に非れは使用することを得すと改む。」三十三年三月法律第三十一號。二號を以て。汚物掃除法。及下水道法を定む。」同月内務省令第五號。六號を以て。掃除法施行規則を定め。掃除監視吏員組織權限を定む。

【檢黴】娼妓檢黴を行ひし始は慶應三年九月。横濱に黴毒病院を置き。次て長崎。神戸に置く。明治四年四月。民部省沙汰により各府縣にて黴毒病院を設けしむ。」六年六月東京府吉原。根津及四宿に檢査會所を置く。後警視廳の管理に移され。九年三月警視廳達第百六十五號を以て。貸座敷所在地毎に黴毒檢査所を置き。娼妓を檢黴す。十三年八月。警視廳。麴町及本鄕に黴毒病院を置く。後之を廢す。」卄二年六月三十日。各遊廓に七月以降私立驅黴院を建るを以て。黴毒病院を廢す。

【著色染料取締】明治十四年四月十九日警視廳甲第十八號。人身の健康に害ある著色染料の使用を禁す。當時「アニリン」其他鑛屬製の繪具染料を以て飮食物及ひ玩弄物に著色する者少からす。爲めに中毒するを以て。東京府に協議し。取締方法を内務卿に稟申し。其裁可を得。遂に左記品類の外。本廳の許可を得るに非されは之を用ゆることを禁し。之に違ふ者は品類を沒入する事となし。東京府知事と連署布達す。」赤色染料。ベニガラ。猩臙脂。茜草。蘇木。日本紅。」黃色染料。黃柏。 梔子。ズミ。及ひ煉ズミ。鬱金粉。」青色染料。日本藍。青粉。末茶。」紫色染料。紫根。黑色染料。木炭油煙。 金色竝銀色染料。金箔銀箔。(以上十八種は飮食物及ひ玩弄物に用ゆる著色料にして。此品類の中單味又は調合して用ゆるを妨けす。眞鍮箔。銅箔。錫箔(以上三種は。嬰兒の舐むべき玩弄物には成るへく用ゆへからす)。胡粉(炭酸。石炭)。角粉。石膏。砥粉。地粉。黃土。代赭石。麒麟竭。 玉壺。以上十二種は玩弄物に用ゆる著色料にして。此の品類及ひ前項十八種の内。單味或は調合して用ゆるを妨けす。」三十三年四月。内務省令第十一號にて。更に玩弄物の著色及ひ食品の著色料の取締を令す。

エサガシ　繪探しは。或る繪を畫きて。其の畫の内に他の畫を隱し。之を探さしむる法なり。元西洋の遊戲畫なり。明治十年の頃。團々珍聞に始めて之を出す。樹木を畫きて其の根の邊に猫の形を隱したるものにて。何處に猫があるかと記して之を揭げ。解當者の名は次號に揭ぐべしと載せたれど。初めての事なれば。その猫を發見したる者甚だ少かりき。

エサシ　餌差は。鷹の餌を捕ふる事なり。又鳥刺と云ふ。德川氏には。鷹匠の部下に餌差役あり。小中村清矩の官職沿革略史に。餌指十人。享保七年廢すとあり。然れども同年廢されしや否。下文に據るに。疑ひあるに似たり。公儀御法度に云く。寬文七丁未年九月二十七日。鷹匠頭へ申渡條目。覺。今度御鷹之餌差。札之御黑印改被仰付候。向後弟子之儀者不及申。御扶助之餌差たりといふ共。右之札不持して鳥取候儀堅可爲停止。然上者御鳥見之輩其外誰にても。於在々所々札改之時。御黑印無違亂見せ申へき事。御黑印有之札之外。餌差かたより證文取之儀可爲無用事。餌差幷弟子等迄。於在々所々非分申懸へからす。竝竹木一切採へからす。總而在々所々にて百姓前より商賣物買へからす。用事在之においては。市町にて商人より可調之事。何事によらす於令違背者。後日に相聞といふ共。當人は勿論其師匠又者組頭まて品により可爲曲事之條。常ミ入念急度可被申付事。餌差之弟子取之

時。請人を立させ可申。若悪事仕候者か。又者切利支丹宗門か。跡〻よりの様子入念承届。㒓成ものを弟子に仕へし。向後弟子之内に不屆者於有之者。師匠迄可爲曲事。幷に弟子にて無之ものを弟子之由申掠。札を預之儀堅可爲停止事。附御黑印之札。誰人にも一切かすへからす。 幷在々所々へおろし札堅無用たるへき事。 御黑印之札を持。欠落仕もの有之者。急度支配方迄申達。穿鑿有之様に仕へし。若かくし置以後あらはれ候か。又は師匠不念なる申付様仕においては。其師匠者勿論。 組頭迄品により可爲曲事事。 御扶持人之餌差弟子等迄。 於在々所々一村に五日よりおほく逗留すへからさる事。 附御鷹之餌百姓役にあてもたせ申間敷候。 餌差自身持參可仕事。鶴。白鳥。菱喰。鴈之類。鴨之類。青鷺。白鷺。へら鷺。五位鷺。水札梅首鷄。川烏。鶉。雲雀等。一切取へからず。此外鵜烏鴿は。 四月より七月晦日迄可取之事。先條之外之鳥取候とも。八月朔日より三月晦日迄は。田に張切網幷鳩打網不可仕事。 御黑印之札。毎歳春一度秋一度。御鷹師頭急度可相改之事。 右條々不斷急度被申渡之。悪事不仕様可被入念者也。寛文七年九月廿七日。永井伊賀守。加藤伊織殿。小野吉兵衛殿。清水楢之助殿。小栗庄右衛門殿。戸田七之助殿。久松太左衛門殿。 間宮左衛門殿。大草安左衛門殿。小栗長右衛門殿。木村久左衛門殿。加藤牛之助殿。 享保五庚子年十月二日餌差取扱方達書。居屋敷。中屋敷。添屋敷。場廣成屋敷者内へ入御鷹之餌鳥取候筈に候間。 餌差斷次第門内へ入候様に可被申付候事。 長屋廻り者勿論菜園場。其外見苦しからさる所等者。 案内之者を附。差遣候様に可被申付候事。 居宅構之内。或者内證向なとへは。 堅入込不申筈に申渡候間。無遠慮差留候様。 可被申付候事。餌鳥之外者取不申筈に候。總而猥成儀或は權威かましき様子も候はゝ。 無遠慮早々御鷹匠頭迄。可被申届候事。但給物者勿論。 馳走かましき儀堅無用之事。 萬一うたかはしき餌差於相越候者差留置。是又御鷹匠頭幷其筋〻へ可被相屆候。右之趣可被相觸候以上。十一月。」將軍の管轄地外へも立廻りしと見へて。享保六年九月(闕日)。餌差の者巡行の儀に付達あり。 御鷹之餌鳥。唯今迄者。 國〻無限御餌差幷弟子餌差共相廻り。鳥取候様に相聞候得共。 關八州計にて御鷹之餌鳥取。其外へは不相越候筈に候間。 御餌差と申者參り候はゝ召捕可申候。 右之趣寄〻可被相觸候以上。」同年十二月(闕日)。餌差雇の者取扱方觸書。向後餌差共悴幷弟甥迄者。 弟子餌差と唱。脇差さゝせ候。其外之弟子は雇之者と唱候て。 餌差札にも誰雇之者と書記し。脇差さゝせ不申筈に候。則雇之者腰札之寫書記し相廻候間。 在々にて札致吟味。 雇之者脇差さし候か。 又者我儘之儀於有之は捕置可申出候。 先達而も相觸候通。不埒之者候得者。申出筈に候處。唯今迄無之儀に候。自今者右之趣急度相守り。雇之者は勿論。御餌差幷弟子に至迄。我儘仕候はゝ早々可申出候。若其通に致置。外より聞え候はゝ可爲曲事事。腰札裏に燒印有之。別紙書付之通。御料私領寺社領へ。可被相觸候以上(燒印札摸形は畧す)。 十二月。」是等の者民家に立入り威嚇がましく振舞ひたると見ゆ。青標紙に云く。享保三年壬十月十四日御書付。 今度西村喜之助と申者。公儀餌指の由を申。所々にてかたり仕。人馬差出させ。其上鳥目を借取不屆に付。獄門に被行候。改出候品川宿へ其御褒美被下。 所々にて不相改ものは過料申付候。鷹狩の條を參看すべし。

【餌取請負】請負人には更迭あり。 維新前まで東國屋伊兵衛(日本橋小田原町)。 伊勢屋傳兵衛(和泉橋通裏)。 請負會所と唱へ餌さし業者の役場たり。この兩人が請負となりし年月は不明なれど。維新の際まで餌さし業の携帶せし鑑札の裏面に。寛政二年二月大改めの旨記されありたれば。多分この年この兩人へ命ぜられしならむか。 兩人へ下附の鑑札數は餌鳥燒印札八百三十六枚。外に道中往來の燒印札十四枚なり。維新の際まで丁度この鑑札數だけの同業者ありたりとぞ。毎年春秋兩期に改めあり。

エタ 穢多は。(ヒニムの部參看)。ゑとりの轉訛なり。穢多の字を塡たるは。杜撰なりといへども。其生業の上より見れば。當らざるにも非ず。 諸國にて俗に長吏。長吏ン坊。番太。皮坊。皮ン坊など云へり。王朝の頃には。穢多以外に賤民多し。今諸書いふ所を左に抄す。

【賤民】大寶の戸令に云く。凡陵戸官戸家人。 公私奴婢皆當色爲レ婚。 謂凡此五色相當爲レ婚。卽異色相娶者。 律無二罪名一。並當二違令一。 既乖二本色一。亦合レ正レ之。若異色相聚所レ生男女。卽知レ情者自合レ從レ重。其官戸陵戸家人。是此三色者官戸爲レ輕。 二色爲レ重。亦公賤爲レ輕。 私賤爲レ重。但陵戸家人相婚所レ生者沒レ母爲レ定也。」凡官戸奴婢毎年正月本司色別各造二籍(謂本司者官奴司)二通一。一通送二太政官一。一通留二本司一。有二工能一者色別具注(謂工者工匠也。能者書算之類也)。」凡官人及家人被二厭略一(謂厭者放二家人奴婢一爲レ良。還レ厭爲レ賤者也。略者不和之稱。卽略二良人一爲二奴婢一之類

也）充レ賤。配二奴婢一而生二男女一者。後訴得レ免所レ生男女。並從二良人及家人一。」凡官奴婢年六十六以上。及癈疾若被二配沒一令レ爲レ戸者。並爲二官戸一（謂下條云。家人奴婢奸二主及主五等以上親一所レ生男女各沒官。又依レ律。謀反大逆者父子並沒官是也）。至二年七十六以上一並改爲レ良（謂緣坐家賤當二沒入一時。既六十六以上癈疾者即爲二官戸一。如七十六以上及篤疾者亦從二良人一）。任二所レ樂處一附レ貫。反逆緣坐八十以上亦聽レ從レ良（謂若甲是緣坐乙即甲奴。是七十六者乙依二律法一從レ良甲爲二未滿一八十猶爲二官戸一。其家人者依レ律准二奴婢之例一）。」凡放二家人奴婢一爲レ良。及二家人一者仍經二本屬一申牒除レ附。」凡家人所レ生子孫相承爲二家人一。皆任二本主駈使一。唯不レ得二盡レ頭駈使（假有二家人男女十人一者。改二三兩人一令レ執二家業一也）。及賣買一。」凡官戸家人公私奴婢。被二抄略一沒二在外蕃一。自援得レ還者。皆改爲レ良。非二抄略一（謂抄猶レ掠。即强取レ物也。假如海人漁釣被二風漂落一。如レ此之類非二是抄略一也）。及背二主人一沒二在蕃一後得レ歸者各還二官主一。」凡官戸陵戸家人公私奴婢。與二良人一爲二夫妻一（謂夫良妻賤及夫賤妻良並是。故云爲二夫妻一若與二他家人奴一合所レ生者即須レ從レ母）。所レ生男女不レ知レ情者從レ良皆離レ之。其逃亡所レ生男女皆從レ賤。」凡家人奴婢。奸二主及主五等以上親一所レ生男女各沒官（謂若被二强奸一者所レ生男女即從二良人一。其主及奴元不二相知一。奸後始知者。依レ律准二犯時不レ知之法一自合レ從レ良）。凡化外奴婢自來投レ國者悉放爲レ良（謂教化之所レ不レ被是爲二化外一也。投者歸也。悉放爲レ良者據二無レ主自來者一。其有レ主者非也。家人亦同）。即附二籍貫一。本主雖二先來投レ國亦不レ得レ認（謂認識也。若雖レ來而不レ得二更認一）。若是境外之人（謂亦與二化外一同也）。先於二化内一充レ賤。其二等以上親。後來投レ化者聽二贖爲レ良二」とあり。和漢三才圖會云。屠兒。『即古所謂餌取也。今處々構二一村一。毎屠二牛馬猫犬一。剝レ皮爲レ業。其穢不レ少。故呼曰二穢多一（又云加波多）。天武天皇詔。天下禁レ食二六畜肉一以來。神社忌二其穢一。佛氏最禁二殺生一。故忌二避餌取者一。不レ許二同居同火一。以異二姓氏一。」また和訓栞云。ゑた。穢多と書り。されども是は。ゑとりの轉訛なるべしといへり。屠者を。法顯傳に。名爲二惡人一。與レ人別レ居。入二城中一則擊レ竹自異。人則避レ之とあれば。我邦の風俗も相似たり。人の舍内に入ず。人と倶に食せず。同火せず。席を並へず。住居以レ谷以レ野。故に谷者野者といふ。或は夙者といふ。畿内夙村多し。皆穢多住す。穢多の稱もまた當れり。もと佛制に据るなるべし。播州姫路の惣社に。廿一年めには大祭あり。此時穢多廿五人甲冑を帶して門外に候す。京師祇園會のつるめそと同意にや。穢多を長吏といふは。張里の誤なりといへり。薩摩にて人外と呼ひ。越後にてぶんドといひ。長岡にてドなことといふ。張里は馬醫の名。穢多兼レ之をもて呼り。」また云。ゑとり。和名抄に屠兒をよめり。餌取の義也。今昔物語にも。餌取のとり殘したる馬牛の肉と見えたり云々。」さて德川幕府の時。江戸淺草新町に彈左衞門といふ穢多あり。一郭をなし。それ／＼の公役をも勤めしめて。建置かれし者也。享保年間。それの書上といふあり。左に抄す。

淺草彈左衞門由緒井同人書上の事。覺。私先祖攝津國池田より相州鎌倉へ下り。相勤候處。長吏以下の者强勢たりといへ共。私先祖に支配被仰付候。從賴朝公長吏以下支配可仕旨御證文。鎌倉若宮八幡宮へ奉納の旨。申候得共。分明無御座候。然共其證文の内。長吏共尋申度御座候間。別當へ申達。書扱寫貰ひ別當判形御座候と相聞申候。往古より今に於て。鎌倉八幡宮御祭禮御神輿先達供奉。長吏共仕候。京都男山八幡宮御祭禮にも。其所之長吏同斷相勤。其外御祭禮も長吏供奉仕候處に御座候。」禁中樣御召金剛閻大和國長吏差上。御扶持代物にて項戴仕候。竝御花畑之掃除。長吏等小法師と申者。八軒にて相勤。御扶持項戴仕。其上樣々の拜領物御座候と及承申候。」京都二條御城掃除。同所長吏下村庄助相勤。地方にて百五拾石項戴仕。其上紺屋の上まへ取申候。支配の長吏も有之。御城掃除之役。或者牢守相勤候者も御座候。」御入國之御時。私先祖武藏府中迄罷出。鎌倉より段々相勤候旨申上候得者。御役所長吏以下支配被仰付。其以後小田原氏直公御證文を以。其所之長吏太郎左衞門長吏以下の支配奉願候得共。無御取上。其御證文被召上。私先祖へ被下置候。其後元祿五申年上州下仁田村馬左衞門と申者。長吏と穢多の論仕。甲斐信玄公御證文御評定所へ奉差上。支配可離と公事仕候處。私祖父申上候は。古來より穢多と申義。世話にて御座候。古來の御證文等は。皆長吏と御書出し被下置候。其外書付所持仕申候。依之私の申分相立。右御證文御評定所へ被召上。私へ被下置。急度御仕置の上。如先々支配に被仰付候。」御入國の御時。御馬足痛。沓摺革（仰付御高　馬歟）爲御祈禱。猿引御尋の上。私先祖支配の猿引召連罷出候得は。病馬快氣仕候。爲御褒美鳥目項戴仕候。其例に於て毎年正月十一日御城御厩へ御判項戴仕。御臺所にて項戴仕候。中古より西御丸下御厩より御判項戴仕候。御納戸より鳥目至只今迄。項戴仕候。」御入國の節の格式にて。只今に至迄。御老中樣諸御奉行樣。惣御役人樣へ相勤候刻。私上下。組頭袴羽折帶刀仕。今以相勤來候。」私所持仕候代々印判濃州青野ヶ原御合戰の節首帳面に相記。私先祖御預の節集房と申文の印判。爲割符私方へ被下候。其砌は其判用ひ。其後は大切に仕。代々文字は集房に致。判に大小仕所持仕候。」九十八年以前御城御臺所へ被召出。燈心細工仕。其節御扶持項戴仕候。」時の御

太鼓御陣御鼓竝御軍用の皮細工御入用頂戴仕。細工の義は御奉公に仕候。加樣の節は御傳馬申請候義も御座候。此儀は御書付有之候。」御役目相勤候儀は。御厩へ御用次第。御絆綱等差上申候。竝武藏府中御厩下總小金御厩へ御絆綱差上申候。」御仕置一卷御役相勤申候。」六拾年程以前。石谷將監樣。神尾備前守樣御在役之節。武州鴻巢宿に磔三人被行候節は。御評定所にて被仰付。御奉書被下置。檢使迄私先祖に被仰付候間。御傳馬申請。供鑓爲持。御役相勤罷歸候。」從御公儀樣頂戴仕候者は。堀式部少輔樣より私先祖へ内證文被下候。」午未年飢饉之節。岩槻町の御關所物被下候。」大火事之節。御米御金被下候。」品川にて丸橋忠彌磔の節。場所に於て。石谷左近將監樣より金子被下置候。」盜賊方赤井五郎作樣より銀子頂戴仕候。」丹羽遠江守樣より御尋物被仰付候間。兩三度召捕差上候得は。爲御褒美金子被下候。」下坂と申傳候鑓一筋。銘島田義祐と御座候。外に磔縱鑓一筋頂戴仕候得共。一本にては手支申候間。神尾備前守樣へ申上候得は。下坂朱鑓一筋つゝ兩御番所より被下候。」私共支配在之長吏は。無年貢田地或は居屋敷中無年貢にて。田地は御年貢差上候者も餘多御座候。御水帳直に頂戴仕。一村之長吏御年貢頂戴仕候者も御座候。右之通就被遊御尋候。奉書上候以上。享保四亥年三月。淺草彈左衞門。」右書上にて尤疑ひなし。友人異說を聞く者あり。語曰。彈左衞門か先祖はもと我國の人にあらす。秦右衞門尉武虎とて。秦人の漂泊して吾朝にさまよひける者の末なりしか。武虎武勇たくましく。眞に万夫不當の强兵たりしかは。群國の諸太夫追討せんと望まれしが。其頃武將但馬守平正盛源の義親を追討して。院の御氣色宜敷儘。勇々敷ふるまふまゝに。武虎をうながして。家臣とせり。武虎も勢ひにせまられて。臣とし仕へ居たりしに。正盛に一人の娘あり。容貌世に類ひなく。思ひをよせ。胸をこかす者いふはかりなし。中に左もなく武虎もいかなる隙にか見染けん。又なき物と思ひ。ふし沈み。今ははや心地死べく思ひければ。せめてかゝるよし知らせまほしく思ふ程に。さえある手書をやとふて。水くきのそこに深き思ひのもしほ草を。人傳してよせたり。公子貴族の袖引さへもいとはるゝなれば。いかでか手にもふれぬべきと聞程に。武虎いよ〳〵思ひにたへかれて。力なし。此うへはうばひ取て。爰を迯出。兎角心に隨はずんは。うきめ見せんと思ひ設て。時を伺ふ。かゝるを誰か聞得ん。計らす正盛か耳に入。大に憤激して。渠は一圖に死夫の英雄と思ひて懇望しけるに。放蕩不義の振廻惡むにたへたり。急に討手を差向よと評議するを。武虎是を聞て。あしかりけんと思ひつゝ。討手の來らさる先に。夜にまきれ落失ける。正盛か威光天下に高く。是をさくる所なし。只思案をめくらし。關東は源家の代々領國として。正盛か指揮に隨ふにあらず。爰こそ屈竟の隱家なりと。關東へ下り。やつ〳〵しきさまに身をやつし。正盛かせんさくをのがれけるが。運つたなくして再び人間に交る事あたはず。子係ともに沈淪せり。かゝる由緒の事を賴朝公しろしめし。御賞翫はまし〳〵けるにこそとかたりし。」右穢多の處分。明治維新以後。左の通り布達せり。四年八月廿八日。穢多非人等之稱被廢。自今身分職業共。平民同樣たるへき旨を令せられ。同日。穢多非人等の稱を廢するに依り。一般民籍に編入し。地租其外共。平民同樣に取扱ふへき旨を。府縣へ令せらる。而して俗猶ほ新平民と稱し之を賤しむ。按ずるに。穢多は古への賤民及び外國人の捕虜の子孫にして。世人の之れを賤しみ交らざりし者の。其の由緒不明となりて。人間以外の者の如く思はるゝに至りしなるべし。

エチゴ　**越後**は。北陸道の東北に在て。東山道に背し。日本海に面し。北緯三十六度五十九分より三十八度二十九分。東經零度五分より。西經二度二分の間に涉る。其疆界。西は越中。西南は信濃。東南は上野。東は岩代。東北は羽前に接し。西北一面は海に臨み。廣袤。東西約六十里。南北約十七里。之れを劃して七郡とす。岩船郡は北隅に位し。蒲原郡は最大郡にして。岩船の南に在り。三島郡は蒲原の西に在て海に面す。古志郡は蒲原の南。三島の東に在り。刈羽郡は三島の西南に在り。魚沼郡は刈羽の東南。古志の南に在り。頸城郡は西南隅の大郡なり。蒲原を分つて新潟區。東。西。南。北。中五郡とし。魚沼を分つて南。北。中三郡とし。頸城を分つて東。西。中三郡とす。地勢は全國の形。恰蝙蝠の翼を張るか如く。陸羽の大山脈。東北より來り。蜿蜒其の背を擁し。中央は。原野廣衍。洪流縱橫。運輸便を極め。土壤膏腴。物產富贍。機織に巧みにして。生理常に優なり。氣候は。酷暑約九十五度。極寒約二十五度。冬春の間。積雪丈餘。簷下路を通し。河氷橇行すへし。」物產の主要なる者。礦物は銅。鉛。瑪瑙。石灰。石炭。石腦油。」植物は米穀。茶。蘗藍。烟草。梨。半夏。薄荷。」動物は熊。羚羊。鮭。八目鰻。鮪。鰤。鯰。鰈。章魚。鱈。鴻。鴈。鴨。」製造食物は菓子。水飴。甘露梅。乾河豚。乾鱈。乾鰯。刺鯖。鱈田麩。鱒脊割。」製造物は生絲。麻苧。白練。綾絲織。龍紋。縞好平絹。縞紬。絹縮。縮布。縞木綿。白木綿。絞木綿。麻布。紙。元結。水引。銅器。鐵器。鑢。簞笥。漆器。履物。莨籠。竹器。筆。傘。足袋とす。」古は越前以北。本國に至る。總て高志國と稱す。後分て越前。越中。越後の三國と爲し。國府を頸城郡に置く(直江津の近傍に國分寺あり。即古國府の在る處なり)。延曆十

七年本國の田若干を朝原內親王に賜ふ。是を賜封の始とす。寬弘。長和の際。鎭守將軍平維茂。邑を頸城郡に食む。子繁茂。秋田城介に任す。因て城氏と稱す。養和元年其玄孫資長に至り。平宗盛。奏請して國守に任す。幾もなくして卒す。壽永九年。弟長茂任を嗣き。木曾義仲を信濃に討て敗走し。義仲自ら國主と稱す。元曆元年。義仲亡ひ。文治元年。城義資を國守に任す。二年。源賴朝に降る。正治三年。城長茂謀叛して誅に伏し。其從子資盛。鳥坂（頸城郡今の關川邊）に據て叛す。佐々木盛綱伐て之を平く。功を以て守護となる（邑を加治の庄に賜ふ）。承久三年。北條朝時を以て守護とす。建武元年。新田義貞を國守に任す。延元の初。足利尊氏。上杉朝房をして守護たらしむ。貞和三年。高師泰を國守に任す。貞治三年。足利義詮。上杉憲顯を守護とす。爾後之を世襲して。春日山に治す。永正六年。家宰長尾爲景。其主上杉房能を弑して國を奪ふ。七年。上杉定實（上條城主）を迎へ。陽尊して主とす。十九年。定實卒し。弟景義嗣く。天文十一年。爲景越中に戰沒し。子晴景立つ。十六年。弟輝虎と相鬩きて敗死す。輝虎之に代る。上杉憲政來奔し。約して父子となる。因て輝虎上杉氏を冒す。將軍義輝以て關東管領とす。輝虎武威四隣に加はり。佐渡。上野。越中。加賀。能登及越前。飛驒各〻半國を取り。信濃。出羽の數郡を併す。天正六年。輝虎卒し。甥景勝嗣く。慶長三年。豐臣秀吉。之を會津に徙し。堀秀治を春日山に。村上義明を本莊（後村上と稱す）に。溝口秀勝を新發田に封す。十二年。德川家康。秀治に命して福島に徙らしむ。十五年。其子忠俊事に坐して國除かる。松平輝忠を封し。徙て高田に治す。元和二年。罪あり封を沒し。酒井家次に高田を賜ふ。四年。其嗣忠勝松代に轉し。松平忠昌を封す。寬永元年。越前に改封せられ。從子元長之に代る。天和元年。罪を獲て國除かる。貞享中。稻葉正征を封し。戶田忠眞。松平定重之に次き。五世定賢白川に轉し。寬保の初。榊原政永封せらる。其餘國內封を受くる者。長岡（初は堀直寄。後は牧野忠成）。與板（初は牧野康成。後は非伊直規）。村松（堀直時）。椎谷（堀直之）。絲魚川（初は稻葉正成。後に松平直之）。黑川（柳澤經隆）。三日市（柳澤時睦）。峯岡（牧野忠泰）とす。凡十一藩（村上。新發田。高田と長岡以下の八藩）。天保中奉行を新潟に置く。王政鼎革。越後府（後新潟府）。柏崎縣を置き。十一月之を合して。新潟府を置き。二年また越後府を置き。新潟府を縣とす。尋て越後府を縣に改め。幾もなく越後縣を水原縣と改め。新潟縣を併す。八月復た柏崎縣を再置し。三年水原縣を廢し。新潟縣を置く。四年七月。廢藩置縣。十一月。新潟。新發田。村上。村松。峰岡。三日市。黑川の七縣を廢して。新潟縣を置き。柏崎。高田。與板。淸崎。椎谷の五縣を廢して柏崎縣を置き。明治六年。又柏崎縣を廢し。新潟に併す（蒲原郡津川鄕は。上杉氏の時より會津領に屬す。仍て福島縣に隷し。東蒲原郡と稱す。明治十九年五月勅令あり。之を改め。新潟縣の管轄とす）。

エチゼム　越前。

古事記傳云。高志國は。越國なり。後に越前。加賀。能登。越中。越後などゝ分れつれども。歌などには。なほなべて越とよむなり。さて此國名は。越後國に。古志郡あれば（他の例によるに）。其より出たるにや。名義は知がたし（山を越て行國なる故の名と云は。ひがことなり。若然らば。古延とこそ云べけれ。凡て自越るをば。古延とこそいへ。古志は令ニ物越一を云なれば。我と物との異あり。今世に我ことに。山川を古須と云は誤なり。古さることなし。又書紀神代卷に。八島の一を。越州とあるを。或說に蝦夷地を云といひ。越國は其へ往來ふ道なる故の名と云も。いたく强說なり）。」兵要地誌に云。越前國は。北陸道の南部に在て。東より南は東山道に據り。西一面日本海に臨み。北緯約三十五度三十分より。三十六度十七分に至り。西經約二度五十六分より。三度四十五分に亘る。其疆境。北は加賀。東は飛驒及美濃。南は美濃及近江。西は若狹に接す。其廣袤。東西凡拾九里。南北凡拾七里。之を八郡に區劃す。∴敦賀郡は國の西南隅に在り。南條郡は敦賀郡の東北に接し。今立郡は南條郡の東に在り。丹生郡は南條郡の北に在り。足羽郡は丹生郡の東にして。國の中央に在り。吉田郡は足羽郡の北に在り。坂井郡は國の北隅に在り。大野郡は國の東部を占む。最大郡なり。國の形。左拳の拇指を半起せる狀に似。其拇指の空間を敦賀灣とす。地勢白山の大山脈東北に聳え。西北漸く低し。三大河其中を貫て。一港に會同す。西南一隅。敦賀郡は木芽峠を以て相隔り。別に一小國を爲すものゝ如し。國中を三分し。山嶽其二に居り。平地其一に居る。土壤膏腴。五穀皆豐熟し。四木三草亦能く生育す。氣候寒暑共に甚しく。酷暑九十五度。極寒三十度。積雪淺きは一二尺。深きは五六尺。而して南條郡の南端。及大野郡の如きは。高山圍繞するを以て。寒氣積雪共に幾層を加ふ。」物產の主要なる者。礦物は金。銀。銅。砥石。靑石。燧石。竈石。石灰。植物は五穀。菜種。牛蒡種。麻。烟草。茶。楮。桑。桐油。香茸。岩茸。狗背。山葵。梨子。葛。瓜蒂。茯苓。黃連。昆布。黑海苔。和布。石花菜。」動物は鱈。比目魚。鯛。鰈。鱒。鰤。鯵。鮪。鱆。琵琶魚。海鷂魚。松魚。海老。烏賊。蟹。鰡。鰛魚。榮螺。海鼠。鮎。鮭。鱒。鯉。鰻。鯰。繭。蠶種。」製造食物は索麪。干鰛。雲丹。海鼠腸。」製作物は生絲。木綿。縷絲。絽。紗。奉書紬。木綿縞。白木綿。裂織布。眞綿。蚊帳。墨流染。油團。油。漆。蠟燭。銅線。銅器。鍬。鎌。庖丁。鋏。鎹。釘。鑄物。陶

器。瓶。瓦。半紙。奉書紙。鳥子紙。帳紙。大高紙。引火架。菅笠。藺席。筵。蓙筵。火口。草履。竹籠等とす。」古昔此國より北。一越後に至る迄。惣稱して越國。又三越路と云ふ(越前を越の道口。越中を越の道中。越後を越の道尻と云ふ)。後分て越前。越中。越後三國とし。養老二年。越前國羽咋。能登。鳳至。珠洲の四郡を割て。能登國を置き。弘仁二年。又越前國加賀。江沼二郡を割て。加賀國を置く。成務天皇の朝に。國郡に造長を立てられしより。當國亦國造の任地となり。後國司と云ふ。又國守と稱し。國市を丹生郡に置く(今の南條郡武生。舊府中と稱す)。初六郡を分つ。敦賀。丹生。今立。足羽。大野。坂井是なり。後南條。吉田二郡を割て八郡とす。歷朝國守。國介の赴任あり。或は遙領あり。政柄鎌倉に移るに及て。北條時政守護の事を行ひ。目代を遣て州事を管す。其後地頭職を置て。守護を置かす。足利尊氏の反する。族弟高經をして。本州を侵畧せしむ。延元中。新田義貞。皇太子恒良及親王尊良を奉して金崎(敦賀郡)に入り。高經と相持す。州人瓜生重。兄保等と共に義貞に應し。杣山(今南條郡)に據る。因て重を州守に任す。既にして皇太子賊手に陷り。義貞及び子義顯。畑時能等前後難に殉ひ。重等の兵潰ゆ。高經遂に北陸諸州を定む。尊氏乃高經を本州に封す。其子義將嗣き。斯波氏と稱し。京師に在て。遙領世襲し。家宰朝倉高景を以て。守護代とす。義將六世の孫義敏に至り。義弟義廉と相鬩く。高景六世の孫敏景。義廉に黨附す。義敏。敏景を誘ふに本州を讓るを以てす。敏景遂に義敏に歸す。文明三年。甲斐氏亂を作す。敏景擊て之を平く。將軍義政。因て守護となして。一乘谷(足羽郡)に治す。玄孫義景に至り。勢威益振ひ。弘治の初。一向賊を擊て。加州半國を取る。元龜中。織田信長と兵を構へて累敗し。天正元年。義景自盡し。朝倉氏亡ふ。信長。朝倉の降將斯波長俊を以て假守となす。長俊政を失す。加州の一向賊。虛に乘して侵入し。朝倉の遺臣と共に長俊を攻殺し。全國を領す。三年。信長賊を伐て平らく。柴田勝家を北莊に封し。北陸を控制せしめ。今立郡を佐々成政に。南條郡を前田利家に與ふ。九年。成政を越中に徙し。其地を勝家に加封す。十一年。豐臣秀吉。勝家を滅し。利家を加賀に徙し。丹羽長秀を全州に封し。北莊に治す。十三年。秀吉。長秀の子長重の封を削り。堀秀政を北莊に封し。大谷吉繼(敦賀)。長谷川秀一(東鄉)。青山忠元(丸岡)。織田秀雄(大野)に分封す。慶長二年。秀政の子秀治を越後に徙し。北莊を青木一矩に與へ。五年。府中を堀尾吉晴に加賜す。是歲關ヶ原の役起り。吉繼以下(吉晴の他)皆西軍に屬す。德川氏其地を收め。吉晴を出雲に移し。第二子秀康を全邦に封し。北莊に治す。十八年。本多成重を丸岡に封す(後有馬清純)。寬永元年。秀康の子忠直罪あり謫せらる。第二子忠昌代り封せられ。北莊を福井と改め。世襲す。忠昌其弟直政を大野(後土井利房)に。直基を勝山(後小笠原貞信)に。直良を木本(直良徙封の後城廢す)に分封す。其後封を受くる者。敦賀に酒井忠稠(若狹酒井氏の支封)。鯖江に間部詮言。凡て六藩。王政革新。改て縣とし。三年十二月。別に本保縣(丹生郡)を置く。四年七月。廢藩置縣。十一月。鯖江。小濱の二縣を廢して敦賀縣を置き。本保。福井。丸岡。大野。勝山の五縣を廢して福井縣を置き。十二月。福井を改て足羽と稱し。六年一月。尋て之を廢し。敦賀に併せ。本州及び若狹を兼治す。明治九年八月。敦賀縣を廢し。本國七郡を石川縣に屬し。敦賀郡若狹全國を滋賀縣に隸す。十四年再ひ福井縣を置き。本國若狹二州を管治す。

ヱッチユウ　**越中**は。北陸道の中央に位し。東南東山道に背し。北一面海灣に濱し。海上遙かに能登を臨む。北緯約卅六度十五分より三十七度。西經一度五十七分より二度五十八分の間に亘る。其の境界は。西は加賀。西北は能登。南は飛驒。東は信濃及越後に接し。北は能登の半島と相對して內海を擁く。之を越海と云ふ。廣袤は。東西約二十一里。南北約十九里。之を劃して四郡とす。礪波郡は西南隅に位し。射水郡は礪波の北に在り。婦負郡は礪波。射水の東に隣り。新川郡は婦負の東に在て。神通河を以て界とし。最大郡にして國の大半を領す。後分つて上下二郡とす。明治廿九年三月。新川郡の一部を以て中新川郡を置き。射水郡の一部を以て氷見郡を置き。礪波郡を廢して。其一部東礪波郡とし。一部を西礪波郡とす。國の形。木衽(チギリ)の如く。南飛驒の彎出を受け。北亦た海水彎入す。其の海水の彎入する處を稱して。越海と呼ふ。地勢立山の山脈。國の東南に巍然として崛起し。其の脉重疊して。飛驒。信濃の國境脉に連なる。其飛驒境の山脉。西に延亘し。加賀白山の餘脉と合し。能登に入る。是を以て國內過半山地に屬し。其平地は洪川貫流。頗る灌漑に利あり。然ども皆急流激奔舟運に便ならず。土質豐确相半し。土宜曉らざる所なく。水族尤も饒なり。氣候は酷暑約九十三度。極寒約二十五度。冬春は風勁く雪多し。」物產の主なる者。鑛物は金。銀。銅。鐵。硝石。硫黃。石灰。石灰石。溫石。砥石。雲母。瑪瑙。石墨。」植物は五穀。茶。烟草。黃蓮。黃耆。枝柿。梨。海棠。蘘荷。藍。」動物は熊。猪。鯛。鰍。鰤。鱈。鰮。鯡。鮎。鱒。白魚。梭魚。鱵楨。蘭。」製造食物は干鮎。鮎鮓。鯣。乾琵琶魚。烏賊粲作。干鰮。切昆布。白柿。絲饂飩。熊膽。山慈姑粉。葛粉。蕨粉。鹽。反魂丹。一角丸。」製造物は生絲。眞綿。奥郎丸布。天鵞絨。絹。布。苧縮。棧留縞。八講布。白木綿。銅器。鐵器。象眼細工。蒔繪細工。松根油。漆器。紙類。傘。菅笠。蓑。藺席。藥

筵。瓦。石臼。縫針。和田煙草入とす。」上世越前以北越後に至るを惣て越國と稱し。後之を分つて越前。越中。越後とす。蓋し本國建置年月詳かならされとも。景行帝の朝に大河音尼を伊彌頭の國造に定め賜ふ。伊彌頭は今の射水なれば是れ本國國造の始めならん。而して初八郡(礪波。射水。婦負。新川。頸城。古志。三島。魚沼)を以て國を立て。大寶二年。本國四郡(頸城。古志。三島。魚沼)を分つて越後に屬し。養老二年。越前國の四郡(羽咋。能登。鳳至。珠洲)を割て始て能登國を置く。天平四年。外從五位下田口朝臣年足を本國の守とす。是を國守の始とす。而して國府を射水郡(今の新湊舊古府町と云ふ)に置く。天平十三年。能登を本國に併せ。既にして天平寶字元年。舊に依て之を分立し。自後四郡(礪波。射水。婦負。新川)を以て國を建て。守ありて管し。以て保元に至る。帝室陵夷平氏跋扈。其族教盛。盛嗣。盛俊相繼て國政を執る。壽永二年。平氏の威權漸衰へ。木曾義仲信濃に起る。北陸の士皆之に應じ。本國の豪族石黑光弘等悉く之に黨す。文治元年。義仲既に亡び。本國を前中納言光隆に賜ふ。二年。光隆の子家隆其封を繼て守たり。源頼朝總追捕使たるに及んで守護を置く。北條氏の末名越時有を守護とす。元弘三年。王師興り時有誅に伏す。建武中興。少將中院定清を以つて國司に任す。明年時有の子時兼亂を州內に作す。朝廷桃井直常をして伐て之を平らけ。因て守護を賜ふ。足利尊氏の反する州人普門利淸之に應す。定淸之を伐て戰沒す。既にして直常叛て尊氏に附し。正平五年。再び吉野に歸順す。尊氏乃ち足利高經を守護とし。子義將職を襲き。直常を伐て之を破る。天授六年。將軍義滿。管領畠山基國に本州を賜ひ。長子滿家に傳へ。世襲して京師に在り。再傳して政長に至る。明應二年。政長同族義豐と戰て(河州正覺寺の役)敗死し。州の豪族(政長在世の時の目代)。椎名(勝胤)。神保(忠氏)。鈴木(國重)等相謀て上杉顯定の麾下に隷せんことを乞ふ。明年顯定其弟越後守護房能をして州事を兼攝せしむ。永正三年。房能其臣長尾爲景に弑せられ。七年顯定爲景を伐て敗死す(越後魚沼郡要有の庄長森原)。是より本國の士。爲景の不義を惡み。皆之れと絕し。椎名。神保諸氏各其地に割據す。天文七年。爲景大擧し來り侵し。松倉(椎名氏下新川郡に在り。魚津を距る一里十四丁)。瀧山(神保氏婦負郡に在り山田川を帶ふ)。增山(神保氏礪波郡に在り)。諸城を陷れ。其地を掠有す。十一年。神保良衛。江波三河等爲景を誘殺す。神保氏純(忠氏の子)。富山城に據て新川負婦二郡を併せ勢威頗る振ひ。永祿の初。礪波郡を併せ。椎名。石黑諸氏を降す。其勢守護の如し。爲景の子輝虎。報仇を圖り屢來り攻む。六年。大擧して入侵し。良衛三河を殺し。數城を徇ふ。元龜二年。輝虎松倉城を陷れ。椎名泰胤を滅し。神保氏春(氏純の嗣)を富山に圍み。明年之を拔き。州の大半を畧す。氏春走て守山(射水郡)に營み欵を織田信長に納る。天正六年。輝虎卒し內訌大に起り。州豪離畔し志を信長に通す。七年。信長佐々成政に全州を賜ひ。富山に治す。十三年。豐臣氏成政の地を削て。新川一郡を食ましめ。礪波。射水。婦負を以て。前田利長に與へ。守山に治す。十五年。成政を肥後に徙し。文祿四年。新川郡を利長の父利家に加賜す。慶應の初。利長徙て富山に治す。尋て父の封を繼き加賀に移り。本州を兼領し世襲す。其支封を富山とす(利長の嗣利常の第二子)。王政革新。四年七月。富山藩を廢して縣とす。十一月。同縣を廢し。新川縣を置き。新川。婦負。礪波の三郡を新川縣に屬し。其の射水一郡は七尾縣を於て之に合せしも。五年九月又新川縣に歸す。明治九年。新川縣を廢して之を石川縣に合併し。十六年。又改て富山縣を置き。縣廳を富山に定め。全國を管治す。

ヱビスカウ　夷講。(ヱの部にあり)

ヱフ　衞府は。禁門の護衞なり。日本史職官志云。衞門府。即上世大伴久米二氏所レ掌。初二氏之先天押日命。天津久米命。負二天石靫一執二弓矢一。護二衞天孫一。號二其部兵一曰二天靫負部一。子孫世掌二其職一。及二久米氏衰一。大伴氏與二佐伯氏一竝掌レ之。」この大伴。久米二氏の事を聊か證せむ。古事記。天忍日命。天津久米命二人取二負天之石靫一云々」とある。則日本史の據る所なり。萬葉に靫懸流伴緒(ユキカクルトモノチ)。また八十伴緒(ヤソトモノチ)。また大伴乃宇治なとあり。續日本紀天平勝寶元年の詔詞の中に。大伴佐伯宿禰波。常母云如久。天皇朝守仕奉事。顧奈伎人等爾阿禮波。汝多知乃。祖止母乃云來久。海行波。美豆久屍。山行波。草牟須屍。王乃。幣爾去曾死米。能杼爾波不レ死止。云來流。人等止奈母。聞召須。是以遠天皇御世始弖。今朕御世爾當弖母。兵內止。心中古止波奈母。遣須云々。また天平寶字元年の詔に。大伴佐伯宿禰等波。自二遠天皇御世一內乃兵止爲而仕奉來とも見ゆ。佐伯氏は。雄略天皇の御時大伴靫より別れたるなり。久米氏は。古事記。天津久米命。此者久米直等之祖也とあり。本居氏曰。久米直は。白檮御世大久米命などまでも。大伴と相竝びたる氏なりしを。其子孫に至りては。痛く衰へて。後の御世々々には。大伴と。相並びたること見えず云々。」かゝれは。此職は大伴佐伯二氏にて。掌ることになりしなり。これ則。後世左右近衞大將。左右衞門督。左右兵衞督などの職なり。」職官志云。皇極帝時。衞門府始見(日本書紀)。大寶修令。蓋從二其制一。又依二其舊稱一。曰二靫負府一。本居氏曰。近衞府。衞門府。兵衞府を。共に由介比乃都加佐と云も。天靫負より出たるなり。」玉石雜誌に曰く。令

義解官位令に。衞門督。左右衞士督正五位上階とあり。職員令に【衞門府】は諸門禁衞出入の禮儀時を以て巡檢し。及び隼人門籍（人の名をかきし札今の切手也）。門牓（物の員數を書し札今の送り狀なり）の事を掌るといひ。【左右衞士府】は宮掖（正門の傍の小門を宮掖といふ）を禁衞し。隊仗を檢校し。時を以て巡檢し。車駕出入の前■後殿のよを掌るといひ。【左右兵衞府】は閤門に分配しといふ。是を熟考するに諸門とは宮門京城門を總て稱し。閤門とは內中小門を云とあれは。長樂永安門等を云とをしるし。然る時は左衞門府の當直の門は。羅城門左京の坊門（三條。四條。五條。六條。七條。八條。九條。すへて七坊門）。朱雀門。美福門。郁芳門。待賢門。陽明門。上東門。達智門。偉鑒門等の十六門たることもまた論をまたす。職原抄に。左衞門尉顯官也。仍六位諸太夫竝侍尤其の仁を擇ぶべし。近代是非沙汰に及はす。無念と謂へしと見ゆ。たゝし此頃は里內裡にして。宮城門も全く備はらす。羅城門は存すと云とも左右衞門府の當直は絕て。久しくなりぬ されは其當時の官職もはや職員令には合ぬとと知へし」と。明治維新前になりては。衞門の任に當る人ありても。宮門を守る事はなく。元治の頃。亂世なるによりて。京都守護職を置き。其の兵を以て。宮門及び諸街道を警固せり。明治十四年主殿寮に門監。門監補。門部。消防監。消防監補。消防鄕導。消防手を置きしが。明治十九年之を廢し。皇宮警察署を置き。皇居離宮禁苑の巡邏查察諸門の開閉。通行人及出入物品の檢査。惡疫流行病の豫防。火災豫防及消防の事を掌らしむ。後卅一年警手を判任待遇とす。今宮門は近衞兵と皇宮警察署とにて之を守れり。十四年三月禁門守衞巡查を廢し。四月一日より門部及近衞兵を以て之に充つ。皇宮警察長。一人。奏任。」皇宮警察次長。一人。奏任。」皇宮警部。判任。」皇宮警部補。判任。」皇宮警手。等外。（エモムフ參看）

エブミ　繪踏は。史學會雜誌第十號に岡田正之の德川幕府切支丹宗門改考あり。その中に云。幕府は寺請證文を以て西教者の轉宗を證明せしめ。更に轉宗の眞僞を試みん爲めに。耶蘇の像を踏ましむ。其器を踏繪と稱せり（繪版とも云ふ）。踏繪の製作に二種あり。曰く。銅版（甲子夜話には印子金の純黃なるものを以て造れると云へり）。曰く。木版なり。」銅版には長方形と楕圓形との二品あり。共に長さ六寸許。橫四寸。高さ一寸有半。表面に緣廓あり。中に聖母耶蘇を抱くの體。耶蘇書を講し衆弟子群聽する樣。耶蘇の十字架に刑せらるゝ狀等を隱起せり。木版も亦長方楕圓の二形あり。而して大小一ならずと雖も。大率銅版より大なること二三寸許なり。中央に耶蘇の事蹟を隱起せる小圓の銅版を嵌入す。恰も方匣に圓硯を置きし如し。當初は紙に畫きたる者を用ゐしも。繪紙破裂し易きを以て。後此兩種に改めしと云ふ。又踏繪を藏する自ら制限あり。特に江戶吉利支丹屋敷と長崎鎭臺との兩所に於て之を備るのみ。九州諸侯の如きは每年鎭臺より借り來りて其事に充てしものなり。此踏繪は今現に帝國博物館に保存せり（銅版十箇。木版七箇あり。攷古の爲め其兩箇を縮寫して左方に載す（踏繪。甲子夜話。大村家覺書。長崎志。瓊浦通）。踏繪の起りは。慶長の末。元和の初めに在り（二千二百七十年代。長崎古今集覽は。畧緣起を引き寛永六年とせり。今長崎志に從ふ）。蓋し當時搜索嚴密なるを以て。教徒は往々其免るへからざるを知り。僧侶の公證に遯り。陽に歸正を示し。以て法網を脫せんことを圖る者あり。是れ幕府の此擧ある所以なり。教徒をして果して悛改するあらしめんか。之を踏ましむるも躊躇逡巡するの理なしと雖。內實に尊奉敬信するあらしめは。彼亦焉ぞ能く忍て之を踏を爲さんや。縱令之を踏むとも自ら幾微の言面容色に見はるゝあり。其情僞は固り掩ふへからさるなり。然れば其事たる檢察上頗る利便を得たるや的知すべし。之を以てか獨り轉宗者若は西教嫌疑者のみならす。延て一般佛教者と雖。亦之を用ゐ。以て宗旨を執照せしめ。每年宗門改手段中の一慣例とはなれり（甲子夜話。長崎志。大村家覺書。視聽草）。」然とも全國一般に其事行れたるにあらず。特に江戶吉利支丹屋敷及九州地方にのみ用ゐしなり。九州地方と雖。又單に町人百姓に施す者にして。士以上に及ぼす事なし。故に平戶地方の如きは自ら賤者の一格式となり。踏繪以上以下を以て等級を分ちしとぞ。若し夫の賤者に至りては。當時最下等の人類として度外に置たる乞食非人と雖。亦之を踏ましむ。蓋し禁教の嚴なるを以て。教徒は或は逃て乞食非人に歸する者あり。寛永七年（二千二百九十年）。大阪に於て逮捕する所の信者七十名の如き是也。幕府は之に鑒みる所あり。是より乞食非人と雖。亦之を改め之を踏ましむるに至れるなり（查妖餘錄。甲子夜話。長崎志）。」踏繪の式は獨り內地人に止らす。夫の支那及び和蘭人の來て貿易する者。若くは內外人の漂流して長崎に到る者は。亦必其人を點檢して之を踏ましめたる者なり。佛人クラセ氏の西教史に。前將軍（家光）天主教信者の日本に出入するを絕たんとて。新法を設け。外商上陸の時。十字架を出して之を踏ましめたりとあり。淸の朱雲龍異端論にも其事を記して云ふ。日本國銅ニ耶蘇一爲ニ跪像一。凡有下人抵ニ其國一者上。必使ニ踐レ之踏一レ之と。李衞の改天主爲天后宮碑にも。今日本於ニ海口收港登陸之處一。鑄レ銅爲ニ天主跪像一。抵ニ其國一不レ踏ニ天主像一。則罪至レ不レ赦と云へり。是等は皆其實を得たる者なり（西教史。西湖志。原

城記事)。」九州地方に在りては。幕府の末年まで。宗門改と共に此式を履行せり。安政五年(二千五百十八年)。亞米利加と締結せる條約文の第八款を觀るに「雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるへからず。日本長崎役所に於て踏繪の仕來は既に廢せり」とあり。然らば外人の踏繪は安政の頃より停廢せられたるものなり(條約類纂。甲子夜話)とあり。每年正月行はれしなり。

エマ 繪馬。神祠に納る馬を畫かきし額をいふ。其はもと眞の馬を納めしなるを。其力なき者。馬を繪かきて納めしなり。和訓栞云。神社に繪馬を奉ることは本朝文粹に見えたり。元亨釋書に。有二小神祠一。前有二片板一。上圖二馬形一といふも見ゆ。按るに。本朝文粹(十三)。北野天神供二御幣。竝種々物一文。中原長國獻上。御幣上紙百帖。供物二長櫃。色紙繪馬三匹。走馬十列とありて。願文を出し。末に寛弘九年六月二十五日。正四位下行式部大輔。兼文章博士丹波守大江朝臣匡衡敬白と見ゆ。此ころ已に繪馬を奉納せしことありし也。貞丈雜記云。神前に繪馬を懸るに法式ある樣に云人あり。法式はなき事也。將軍家などには。法式なし。將軍家大名などは。神馬を獻ぜらるゝ也。神馬を獻ずる事のならぬ人は。神馬の代りに。神馬の形を。繪に書て納る也。之を繪馬と云也。是略儀にてある間。定りたる法式あるべからず。又神馬に姓名など書付る事なき間。繪馬にも書付る事あるべからず云々。後には神馬の形を繪かゝすして。鳥。獸。人形。其外樣々の物をゑがくは。あやまり也(太平記卷三十九。將軍上洛の條に。されば其頃嚴佛靈社の御手向。扇。團扇のばさら繪にも。阿保秋山か河原軍とて。かくせぬ人もなし云々。これを見れば。太平記の頃より。繪馬の代りに人などを書て。寺社に納めし事ありし也)。また閑窓隨筆云。後世は馬にあらず。種々のものを畫て奉る事になりぬ。此外詩歌。連歌。及俳諧の連歌を奉納するも又可なり。遊女。男娼の類。或は大黑と淫女の首曳をする體などをゑかきてかくるやからもあり。かゝる事は不敬のはなはだしきなり。攝津國生玉の社の繪馬に。八島大臣(平宗盛)を伊勢三郎か熊手にかけて。海よりひきあぐる圖あり。大臣たる人の惡名を。繪馬に畫てかくる事は。斟酌すべし。かゝる類をゑがゝずとも。事のかけたる事あるへからす。此外。怪力亂神の事を畫て。神社にかくる事なかれ。又射人金の的(是を星といふ)を射揚けて。是れに矢一雙をそえて。其の生土の神社へ奉納する事。近世の風俗也。祈願の人。願書に上ざしの矢をそえて奉納するは。武門に舊例ある事なり。或砲術の人。其體を畫てかけ。劍術鎗術の族。竹刀。木刀を神社へかくるもあり。何のゆゑもなく。妄に社頭にかくるは。其名を世上に流布

せしめん爲なるべし。又数學をする人。算術の難問を作りて。神社へ掲る。これを開解する人も。又神社へかくろ。是等の人は神を尊敬して奉納するにあらす。その藝術にほこりて。社頭を借て筆戰をなすものなり。」案るに。すべて事物の變遷するといふものは。多く其本義本旨を失ふものにて。この繪馬の如きも。馬を畫かきしが本義にて。それより種々の圖を畫くに至り。また遂には神靈に祈請するの義を失ひ。已れの名聲を賣るの具ともなれること。前の書にいへるがごとし。さて馬にかへて武者など書きしは。上に引る貞丈雜記に已にいへれど。南嶺遺稿にも此事をいへり。云く。繪馬に武者繪を書事。古き事なり。園記といふ書には。建暦年中伊豆の三島の社へ。八幡太郎の陸奥の軍の圖あり。又太平記の阿保と秋山との河原軍の圖あり。其比靈佛靈社へ手向として懸たる事也。」右を併せ考ふべし。因に。淺草古繪馬の事。桂林漫錄に云。武州豐島郡。金龍山淺草寺の繪馬は。東都第一の舊物なり。寛政元年。本堂修復の時。畫工狩野何某これを影寫す。木性既に盡て。手をさゆれば。凹かになる程の古物にして。凡六七百年餘の星霜を歷たるとは見ゆるとなり。香の烟に黑みわたり。日中にも鮮かには見え難し。只秦繩と鼻革のみ髣髴見ゆ。落款の文字さだかならず。世に古法眼の製する所なりと云は非なり。寛永壬午歳回祿の時。木村市兵衛なる者持退たる事を。畫風の左右。二行に記せり。「寛永十九壬午二月十九日炎燒之時。武州江戸之住。木村市兵衛出レ之。」俗に云。此馬夜毎に出て。近邊の作毛を荒しける故。土民等これを患へ。左甚五郎と云(左は飛驒の誤なる可しと或木匠は云へり)。名譽の彫工にたのみければ。甚五郎いと易き事なりとて。乃はち曳繩を書添けり。夫より其の事止にきと。江戸砂子など云書にも載たり。曳繩は後に加へたるに非ると圖を見て知可し。」此事齋藤氏の。江戸名所圖會にもいへり。全國諸社の古き繪馬の事を説明せる書。扁額軌範と云ふ書あり。參看すべし。

ヱムザ 圓座は。和名抄に。和良布太。圓草褥也とあるにて知られたり。是れは蒲の葉にて作れる圓座なりとぞ。源語枕草子などにおほく見ゆ。

ヱムトウ 遠島。(リウケイを見よ)

ヱムリヨ 遠慮と云ふは。德川氏の頃。出仕を憚るをにて。主人より命せらるゝものと。自から遠慮して出仕せざるとの二樣あり。遠慮中の心得はキムシムの條下にあり。天和三年三月十四日定に。一死罪。忌掛之分。御番遠慮。聟舅小舅御目見遠慮。一遠島改易御預け。父子。兄弟。伯父。甥御番遠慮。從弟。聟。舅御目見遠慮。一閉門。父子。兄弟御番遠慮。伯父。甥御目見遠慮。一逼塞。父子御目見遠慮。右之外不及遠慮とあり。貞享元年八月の定には。切腹。流罪。追放。御預。右御仕置被仰付輩。親類忌掛候分。竝舅此外者不及遠慮事とあり。寛延三年四月の達に。組の者御仕置になりたる節。組頭遠慮を伺出る向もあれども。支配中に起らざる舊惡にて御仕置になりたる者に付ては。組頭遠慮に及ばすとあり。寶暦四年閏二月の達に。總て御咎被仰付候者一類より。差控伺差出の覺。御役被召放候者。父子。兄弟。祖父。孫閉門逼塞。同斷。遠慮被仰付候者悴。右之通相心得。此外之一類共よりは伺出に不及候。尤養子抔に相成。續遠く成候歟。又は續無之候共。實書面之通之續有之者は伺書可差出候。重き御仕置等被仰付候節は。唯今迄の通可相心得候とあり。同年七月。御奉公中の悴出奔せし者は。父差控可相伺とあり。猶ケガレの部に遠慮すべき條々を擧げたり。參看すべし。

ヱモムフ 衛門府は。宮城の外門を守る職なり。又外衛といふ。左右二府あり。官位訓に云く。左衛門府。督。大納言是に任す殊執事官也。佐。四位五位是に任す。權佐。五位是に任す。五位藏人辨官を兼して此佐を兼。使の宣旨を蒙を三事と申也。大尉。檢非違使の道志可然者是に任る也。少尉。檢非違使とも五位六位是に任す。大志。同前。少志。おなし。右衛門府同右衛門府おなし。督。納言從三位四位以上是に任す。子細左衛門の督におなし。但左にはおとるへし。佐。權佐。大尉。少尉尉。左におなし。

ヲ之部

ヲガサハラジマ 小笠原島は熱帶圏中にある我か屬島なり。大槻文彦の著小笠原島誌に記す所を左に抄す。

【地理】小笠原諸島は。昔時。文祿二年。小笠原貞賴之を發見せるか故に名とす。然るに當時。人跡無きを以て。又。人無島。號無人島。無人島等の通稱あり。其諸島の地たる。近世地理家の説に據れば。阿西亞尼加州中の波里尼西亞部に屬し(八丈島も亦然り)。北太平海中。我日本內地。伊豆の南稍東。凡二百里許。北緯廿六度三十分に起り。廿七度四十五分に到り。緑威東經百四十二度に峙し。中。南。北の三群を成し。中を父島群嶼とし。南を母島群嶼とす(諸島の幅員。百卅英方里。即凡我五十分里とする者あれとも。過大の算なれば取らず)。歐米人は。諸島を總稱して。ボニンと呼ぶ。無人の轉訛なり。淸人。波寧の字を塡む。又一名。アルゾビスポと唱ふ。而して其

の中を分ち。父島群嶼を。ボニン本部とし。母島群嶼を。英人はベーリと稱し。米人はコッフインと稱し。北の群嶼を。パアレと稱す。」諸島皆高突なる斷巖絶壁にして。樹木繁茂し。遠望すれば。頗る畫圖の觀を成せり。邊海中。岩礁の森立する者多し。其諸島中。稍大にして。人の住すべき者を。父島。母島。兄島の三島とす。他は皆小巖嶼にして。合計凡そ二十萬に足らず。古來。八九十島ありとするは誤れり。

【父島群嶼】は。此諸島の中央に在り。父島南に位し。兄島弟島の二島稍大なる者。其北に在り。周邊の數小嶼を併せ。是を此諸島の本部と爲す。」父島(古名)。又。本島或は昔し母島に對し。北島とも呼べり。洋人はピール島と名づけ。島人も亦此稱を唱ふ。此諸島中。主眼の島なり。南北二里弱。東西一里十町。周五里半强あり。全島皆山にて。樹木多く。海岸は絶壁なり。二見港は(或大港。古圖に又小港)。洋人。ポルト、ロイドと呼ぶ。父島の西北に在る好港にて。北に一岬を回らし。灣を成す。此全諸島貴重の用を爲す。蓋し此一好港あるか故なり。港內。南北廿町。東西之に半し。港口。西に向ひ。廣十町許。大船は南方野羊島に沿ひ出入す。港內の北岸。淸瀨の前に。珊瑚礁ありて。海に出て。其端に二尖岩あり。伊勢二見浦の岩に似たり。港名此に起る。此礁の西。海深く。風波極て穩に是を此港碇泊の最好處とし。英人ピーチエー。嘗て十尋潭と名づく。此處。北緯廿七度五分三十五秒。東經百四十二度十六分三十秒なり。此より港口に向ひ。水俄に深く。最深きは廿餘尋に至れり。」兄島(古名)は。父島の北に接し。長一里七町。幅一里四町周四里五町あり。洋人ブックランド島と呼び。父島の人は。母島に對し。北島と呼び。又野羊島とも呼ぶ。父島との海峽。僅に七八町。海流最も深くして急なり。鯨魚。常に此間を往來す。全島。亦四面絶壁なり。樹木稍少く。山に野羊極めて多し。野陣濱は。東南岸の沙濱なり。文久中。使節巡廻の時。野陣せし處なり。流水ありて。人住すへし。然れとも。船舶久しく泊し難し。西背に見返山あり。島中の最高山にて。登れは父島を一望す。故に名づく。北方の連山上に。平地あり。開くへしと云ふ。瀧浦(古名)は。島の西岸に在り。英人チーケル灣と名づく。周邊。皆山にて小岬。東南に出て。灣內深し。崖間に。淸冷なる瀑布あり。海に落つ。浦名此に起る。瀧の浦の西北に小島あり。形を以て。瓢島と名つく。」弟島(古名)は。兄島の北に接し。長一里餘。幅廿町。周三里あれとも。亦四面絶崖。攀つべからず。洋人。ステープルトン島と呼び。父島の人豚島と呼ぶ。」其東北に北島あり。周十町許。亦斷崖なり。」【母洋群嶼】は。父島の南稍西。十二里餘に在りて相望むへし。母島北に居り。其南方に散布せる數小嶼を併せ。米人は。コッフヘン群嶼と稱し。英人は。ベーリ群嶼と稱す。父島の人は。南群嶼と呼び。且父島の屬地と稱せり。」母島(古名)。昔は。南島と唱へて。父島と對稱せり。米人ヒルスボロウト名つく。南北四里。東西廿七町。周凡そ十里許なり。全島亦甚しき絶壁にして。殊に東岸の東崎。石門崎の間の如きは。古代壞れて灣を成せる者と見え。海岸則ち連山の巓にして。山の半面を截り落したるか如し。地味。父島より肥え。岩石も亦少く。樹木。更に高大に繁茂し。氣候も亦更に溫暖なり。然れとも。良港無きを以て。全島の用。遙に父島に劣り。住民亦少し。」母島の東岸は。三岬崎ありて。海岸の線凹凸せり。南を東崎とし。中を石門崎とす。其間。灣を成し。懸崖硼立。樹木茂生し。舟中より望めは。畫圖の奇觀を成せり。石門崎に。三大石門ありて。門內海潮を呑吐する狀。亦奇觀なり。最北の岬は。一半島にて。石門崎との間。亦灣を成す。是を東港とし。古名を片港(古圖に中湊)とす。灣內波高し。南方は皆巖崖なれとも。北方稍平なり。溪流數條あり。」北港は。母島の北尾に在りて。東に半島あり。西に戊亥崎ありて。灣口。正北に向ひ。灣入。廿餘町なれとも。灣內浪あり。大船泊し難し。北港の奧を北村とす東岸の東港と接し。十餘町の平高なる地あり。拓くべし。一流。海に入る。此地。沖村へ。山路二里半。島人。稀に野豚を獵するに通行すと云ふ。此間に。猪か谷あり。」戊亥崎(又乾岬)は。母島の西北端にして。海に出つること十餘町。西岸斷崖なり。岬頭。海中に兜岩あり。形。相似たり。米人。鬼岩と名づく。」母島の西岸。中央に西浦あり。小灣にて浪荒く。石多し。其南なる岬頭に岩あり。三角岩と呼ふ。」向島は。沖村と相向ひ。其西南。一里餘に在り。周一里十町。米人。プリマウスと名つく。全島大半禿にして絶壁なり。」平島は。沖村の南。一里十四町に在り。此間鯨魚の來往最多し。島の周三十町。島上稍平にして沖村の人。畠を作ると云ふ。其東北に接し二子島。丸島又饅頭島あり。各形を以て名とす。以上三島皆母島南崎の地脈海中に走る者にて。海底相連りて稍淺く。此間。潮流極めて急なり。」姉島(古名)は。平島の南半里に在て。周壹里十二町。米人彼理島と名づく。」妹島(古名)は。姉島の東一里餘に在り。周一里五町。米人。ケルリ島と名づく。」姪島は。妹島の東北に接し。周一里弱なり。以上三島。皆四面絶壁にて。上に樹木繁茂せり。【パアレ群嶼】は父島の北。十四五里に在て。分明に望むべし。本島長一里餘。巖島にて。近傍に小岩嶼多し。東南五六里に。ケーテル島あり。亦一岩島にて。西岸に二岩あり。洋人雙耳と呼ぶ。以上皆無人なり。此群嶼。皆小笠原諸島に屬す。洋圖亦皆然り。延寶の島谷氏。八丈と。無人の間に。五岩島を認め。産物無しとし。亦我國人の發見に係れと

ヲカサ

も。我國名なし。今暫く洋名を假る。天保十年。陸奥氣仙郡の漂船。初め。父島の西。廿里許の小石島に上る草木流水。人跡皆無しと。蓋し此等の島を云ふなるべし。【産物】島中。樹木極めて多く。且高大なり。但材に堅硬の者多く。松杉竹等。造屋必用の材。絶て無し。故に人家若し繁殖せば。必す輸入を仰くに至らん。樹には棕櫚最も多く。高五六丈。周二三尺に至る。次に多きは。木綿。杪欏なり。木餅は。島中の名ロハラ。即露兜樹なりと云ふ。其幹數條の露根狀を爲して。地に着くと。鱆脚の如く。葉。幹より叢生して。鳳梨に似て長大なり。島人其葉及ひ纖維を以て。席を作る。實を豚の食と爲す。又良材は。野生の桒にて。圍一丈三四尺に至る者あり。島人多く屋材とす。椰樹は。漂到の實より生す。父島。母島各數樹あるのみ。野生の鳳梨味美なり。蕃椒。野生に多し。高四五尺に到る。實稍小なり。檸檬多く。實少し長し。其他は榴香木。樟。桂。杜。松。黄楊。無花果等なり。」芭蕉最も多く。實。美味なり。又野芭蕉多し。大薯。野生に多し。佛掌薯の如くして。味劣る。大なるは徑一尺五寸に至る。蕨類あり。蔓草。牧草多し。四時花絶えず。其美なるは。水邊の黄槿。芭蕉。クルメノ。蘘荷に似て異花の者。及ひ杜埜山の一種なり。文久中。嘗て内地より。藥草。茄子蕪麥數種を移植す。」耕種の物は皆移植なり。烟草。長五尺に至る。多く甘蔗を植う。洋種にして太さ四五寸に到る。甘薯も大なれとも味淡し。彼理。嘗て西瓜を移せり。形長く大なるは丈圍。共に二三尺に到る。味極めて美なり。番瓜も大にして。中括れ長し。其他は水芋。玉蜀黍。葱。蘿蔔。馬鈴薯。胡瓜。甜瓜。南瓜等なり。」【獸類】亦皆移殖の者なれとも多く野生となる。豚は父島に多く。母島の山中に最も多し。皆牙を生ず。生活の狀殆ど猪の如し。島人常に犬を以て獵し。食用とす。文久中。我吏人亦數十頭を父島に放てり。野羊諸島に在れとも。兄島。野羊島。最も多し。肉食ふべし。彼理嘗て父島。兄島に牛羊數頭を放ちしか。野羊獨り殖す。然れとも今は父島。母島の人。各牛數十頭を牧せり。其他鹿犬あり。山野に猫鼠極めて多し。」海陸鳥類少し。其多きは信天翁なり。雁に似て非常に大に。色種々なり。手捕すべしと雖とも。臭氣あり。雞は山に野生最も多く。飛ぶこと雉子の如し。延寶中島谷氏の放ちし者。繁殖せしか。文久中にも。我吏人嘗て數百隻を放てり。白頭烏。四五月最多し。鳩。大にして黒し。褐鷺は鵜に似て。背黒褐なり。其他は鷲。鴉。鷗。鷹。瑠璃鳥の大なる者等なり。家禽に洋鴨あり。」蟲類は蟻。蠅。蚊。蜘蛛。蜚蠊。小毒蟲の類極めて多く。夏秋の交。諸物を損嚙し人に迫ること甚し。蜻蜓。蜥蜴。蟋蟀あり。蝙蝠は其翼三尺に及ぶ者あり。飛ぶこと鳶の如し。蛇類無し。母島に蚊少し。」【海産】は鯨。近海に多く。鮫。鱶。長大なるは六七尺に到り。人を食ふと云ふ。其他鯛。鰤。鱸。鱝。鰹等の種屬。及び章魚。烏賊等なり。海邊魚多く。皆鉤又は手網を以て捕ふ。淡水に大鰻多く。長三尺に至り味美ならず。海鰻時に耳牙を生して獰悍なり。」蠵龜極めて多く。島人常に食糧と爲せり。甲介類多し。陸蟹。形色種々なり。又白蟹あり。長脚細體走ると飛ぶが如し。寄居蟲多く。子安貝亦多し。蛤。鮑。海草の類絶えて無し。大蝦多く。長大にして味美なり。兄島の西南岸。蝦洞最多し。」父島南岸の東岸に硫黄あり。又鑛物あり。或は鐵とし。或は硫酸鐵とす。又白堊の質重く粘りて。陶土ともすへき者あり。石に菊名石。方解石等あり。三日月山に燧石あり。南島に石乳あり。兄島に硫黄あり。母島沖村に方解石あり。

【史記】後陽成天皇の御宇文祿二年癸巳。小笠原民部大輔貞頼なる者。初めて此諸島を檢出せり。貞頼は信濃深志の城主。小笠原長時の曾孫なり。長時。天文の末。武田信玄の爲めに滅せらる。其長子長隆。織田信長に屬し。越中富山に戰死す(此弟貞慶を。小倉小笠原氏の祖とす)。其子長元を貞頼の父とす。父子。信長。豐臣秀吉。及德川家康に歷仕し。皆屢戰功あり。文祿元年。朝鮮の役に。貞頼軍檢使たり。歸陣の時。肥前名護屋に於て。家康の命に。貞頼小田原陣より。屢戰功あれとも未だ本地に歸らず。家從も其祿に不足なるへし。此度然るへき島國あらば。手柄次第申立つへしとて。證狀を附せるに因り。文祿二年十月。貞頼家康に從ひ。東歸の後。即ち南海へ出て。伊豆八丈の南に當て。三箇の島を見立て。巡見せるに。土地廣く。人家なし。開國最上の地たるに因り。島毎に名を付し。歸て其地圖物産等を獻せしかば。家康大に其功を賞し。總稱を小笠原島と賜ひ。永く之を領せしむ。」或云。貞頼の此行。秀吉の命に出づと。蓋し誤れり。或云。貞頼。下田に遊び初て此に至ると。又貞頼。或は民部少輔とし。又長時の子とし。或は孫とす。今暫く鈴木眞年の考に從ふ。又案ずるに。古へ伊豆の網代の傍に。貞頼が采地(一二千石)ありしと云ふ。當時伊豆は德川氏の封内なり。蓋し貞頼伊豆に采地を得。或は七島八丈等の奉行代官などにて下田にも遊び。其前漂民などの談を聞て。此島あるを知り。又朝鮮の役に秀吉木を伊豆に伐て。船艦を造られしとあり。隨て貞頼此役にも從軍し。是等の事より。終に航海の情を起し。請て此擧に及びしならむ。」後貞頼。屢島中に來往して。產物を收め。又木標を二所に立て。一に曰ふ。日本國天照皇大神宮地島長源家康公幕下。小笠原四位少將民部大輔源貞頼朝臣と。一に曰ふ。日本國天照皇大神宮地島長豐臣原將軍幕下。小笠原民部大輔源貞頼朝臣と。貞頼の子。民部長直に到りても尚渡海

し。後病て流涙し。上野館林に在りしか。海路も遼遠險惡にして。且當時外交の禁嚴なるを憚れるか。文祿二年より三十三年間を歷。寛永二年に到り。渡海止む（一書に寛永三年。官。人を遣て巡見せしむとあり。其眞否を知らす）然るに當時。其島。人跡無きを以て。其後人無島とも呼べり。」寛文九年。冬阿波淺川浦船頭勘左衛門等。同時。紀伊蜜柑船船頭長左衛門等。各數人。此島に漂流す。延寶の初め（或云。承應年中）。紀伊の蜜柑船。遠江灘より此島に漂流し。後歸て其事を官に申す。將軍乃之を案檢せんとし。長崎奉行牛込忠左衛門蔭鎮に命し。淸人に富國壽船と號せる。五百石積の者を造營せしめて。伊豆に送り。長崎の人島谷市左衛門を船長とし。其子太郎左衛門を從へ。中尾莊左衛門を監督とす。三人皆天文地理航海に熟す。其他江戸小網町の船大工八兵衛等。三十八人章旗資糧を賜はり。延寶三年閏四月五日に。下田を出帆し。三宅八丈を歷て。終に此に到り諸島の大小度數を測り。地名を附し。地圖を製し。島中に天照大神。八幡。春日の三神を勸請し。其社に大日本の内なりと記し。雞五隻を放ち。草木產物等を齎し。滯島一月間にして六月五日島を發し。同月下田に歸り事由を官に白す。」享保六年六月。遠江荒井の船頭善八等。明年秋同左太夫等。各數人。此に漂至す。當時官再檢の議ありしに。同十二年（寛永二年より百三年）六月。彼の長直の孫。浪人宮內貞任（或貞住）なる者。老中松平伊賀守へ。無人島は舊領なるに。寛永二年より中絕に付き。今度其地へ渡海申したき旨を乞ふ。町奉行大岡越前守吟味の上。明年五月勝手次第に相越すべし。着島の上無人にして開拓に便ならずば。徃々爲めに人を移すべしと免許を得。大阪にて三百石積の船を支度し。同町奉行鈴木飛驒守へも屆けて。同十五六年の頃に出帆せり。貞任か男を民部と稱す。當時其談に。四年を歷れとも歸らずと云へりと。蓋し覆沒せしと見え。再び歸らず。此後渡海又止む。或云ふ此時は貞任か姪長晟。享保十六年に大阪より出帆し島中の產物を持歸ると。」元文元年正月。江戸鹽町の鰭戸善助等。同四年三月。江戸堀江町の船頭富藏等。天明五年正月。土佐赤岡浦船頭源右衛門等。同八年十二月。大阪北堀江の船頭儀三郎等。寛政二年六月。薩摩志布子浦の船頭榮右衛門等。皆此島に漂流し。其中滯溜廿年の久きに到る者あり。或は死し。或は歸る。凡そ從前漂流せし者も。皆歸れは必す其事を官に白するに。前後の漂民言ふ所の狀皆大同小異なるか。或は南島とのみ唱ふるもあり。又其一の口供に島に噴火山ありとす。或は他島なるか。寛政年間。官本草家田村元長に命し。藥草を伊豆の七島に採らしむ。時に老中松平越中守。元長に內命し。八丈滯留中風浪を窺ひ。徃て此島を採らしむ。然れとも元長終に便宜を得すして歸る。是より先き。天明五年。仙臺の林子平三國通覽を著はし。海防を說き。末に此島の事を記し。開拓の利を唱ふ。是當時此島に慷慨せる者の初なりしか。子平依て禁錮せらる。然れとも上文田村元長の內命は。蓋し其言に依りし者なるへし。彼理日本紀行中に。獨逸學士クラップロットが著書中に。此三國通覽の無人島部の全文を譯出せるを。更に英文に譯して之れを擧げ。且西洋各國。久しく我國人の此島發見を疑ひしか。彼理は此文に據て。之を確證するに至れり。子平地下の喜。知るべし。又安永年間。子平長崎に在る時。蘭人ヘイト氏に會し。其談に此島の事を說き。無人なれとも草木多し。日本より人を移して。產物を得ば。海近く大利あらんと話すを聞けりと云々。蓋し蘭人は寛永中既に蝦夷海を測量し。此島の如きも早く既に之を知れり。」其後此島の事を唱ふる者は。子平と同時に。平賀源內あり。天保九年。羽倉外記。伊豆七島を巡回し。此島を探らんとして果さす。其明年渡邊登（華山）。高野長英等。此島の事を議し。併せて海外の事を言て罰せられ。其十三年。東條信耕（琴臺）。伊豆七島全圖を著し。併せて此島海防の事を說き。亦之に依て罰せらる。歐米の此島を知りしは。六七十年前。獨逸學士クラップロット。佛國學士アベル。レムーサ等か著書中に。此島の事に就き。三國通覽等。我國人の說を擧けたるを初めとす。其此に到りし年紀の詳なる者は。文政六年。米國の鯨船長コッフィン。母島に來り。自ら初發見とし。其島及び碇舶の港に已の名を付せるを初めとす。是より歐米も。一般に此島を確知せり。同八年。英國の一鯨船。スップライ號。二見港に到り一樹に一板を釘し。來舶の事由を記し去る（後ビーチュー之れを見出す）。文政十年。英國政府の測量船長ビーチュー。此近海に來て。此島を探り。初め母島に向ひしが。風潮逆なりしかば。父島の二見港を望で。彼六月九日此に泊し。遍く諸島を測量し。亦自ら初發見とし。父島。辰巳浦。二見港。兄島。瀧浦。弟島等へ今の洋名を付し。母島はコッフィンの發見を知れとも。未だ島名を付せずとし。更にベーリの群島と名づけ。又北なる諸島に。パーレ。ケーテル等の名を命じたり。皆當時有名なる人物の名に取れり。又此時。人跡なければ。直に取て英領とし。其事由と年月を銅板に刻し。洲崎の一樹に貼付し。傍に其國旗一旒を置けり。其銅板の文に「大英國の船。ブロッソム號。船長ビーチェー。英國王ジョオルジの爲めに此群島を領署す。千八百廿七年六月十四日。」ビーチェー。來舶の八月前に。英國の一鯨船。此港に難破し。其水夫二人。此に在りと。ビーチェーは。六月十五日二見港を發し。再び母島に到らんとせしか。風候亦惡しく。終に北方パーレ群島

の位置を測て去れり。」當時ビーチェーは。上文クラップロット。レムーサの書中なる我國人の說に。ボニンシマ。又。ムニンシマは八十九島にて。中に二大島。四中島。四小島あり。其他は岩石なりとあり。且其書中に擧げたる日本圖に。二大島。甘蔗。柳樹。棕梠。橙香木等ありとありしかば。其探到せる諸島は。我國人の所謂ムニレ島と異るを疑ひ。其ボニン島とは畢竟一の想像ならむと考へ。又。此島は數多年前に西班牙人かマチラに於て著せる書中に。其國語にて。アルゾビスポ(英語アーチビショップ)と名づくる群島に似たりとて。其製せる圖上に。アルゾビスポ。及び。ボニンの兩名を載せたり。余案ずるに。上文クラップロットの擧けたる說は。即ち三國通覽の說にて。彼理紀行中に擧げたり。其中に我國人住すとは。眞否を知らす。而して。其アルゾビスポと稱するも。實は確に此島なるや否やを知らず。」ビーチェーの到りし明年に。魯國海軍船長ルッケなる者。亦此に到り。取て魯領と命た。亦一樹に一板を附して去る。然るに上文數人に先ちて。西班牙。葡萄牙。和蘭等の航客。屢此に到りしと見え。其西班牙人。蘭人の。早く之を知れるは。既に前に記せるか如し。然れとも。其各國皆未だ此に殖民せんと計れる者無かりき。」此古來無人の島に。人の初て移住せるは。實に天保元年庚寅なり。此歲夏。以太利人マザロなる者。頭人と爲り。米人セーボリ。チヤピン。英人ミルレチヤムプ。葡萄牙人ジョンソンボ。五人布哇島より。其島人。男女數人を伴ひ。父島に移る。是。現在住民の始なり(下の人民部及び所屬論を見よ)。天保十年十一月。陸奥氣仙郡小友浦の船頭三之丞等數人。鹿島灘より漂流し。翌年正月二見港に着し。島人の恩遇を得て。三月下總へ歸る。同十三年。マザロ。再び布哇島に往來し。開殖の事を計る。時にミルレチヤムプは。既にグヤム島に移り。後他は皆死し。ゼーボー獨存せり。嘉永元年日本船兄島に漂至し。經過する所の佛船其水夫五人を二見港に送り。厚く待して内地に歸らしむと。嘉永二年。桑港と支那と往復の船屢此に泊し。其夏英嗹馬の旗を揭けたる兩桅船。數日此に滯留し。島人セーボレを襲ひ。其金錢妻拏を掠め去る。此地嘉永年間。英米測量船。尙屢此に到れり。」嘉永六年。米國使節彼理。我日本に來るの前。先つ琉球に泊し。更に此島を探らんと。自ら滊船帆船二隻を卒ゐ。二見港に到り。彼七月十四日より四日間滯留し。遍く父島兄島を探り。船舶碇泊の爲め。清瀨の一地を。島人セーボレより五十弗を以て購ひ去る。同年彼十月。彼理琉球より再び別將ケルリを此島に遣る。ケルリ先つ父島に到り。島人の形情を究め。更に母島に行き。島位を測量し。當時無人なりしかは。彼理の命に因り。取て米領とし。ペリの名を改め。コッフィン群島とし。其母島。沖村港。向島。姉島。妹島等へ。今の洋名を附し。銅板に事を記して。沖村西北岬の一樹に付し。更に一板と。一壺中に此島コッフィンの發見に係れる實記を納れたる者とを。地中に埋めて去る。其銅板の文に。「此南方諸島は。合衆國軍艦。プリマウス號。船長ジョンケルリ。竝に士官等。海軍提督彼理の命に從ひ。北亞米利加合衆國の爲めに。巡見して之を領す。千八百五十三年第十月三十日(島人。今尙此銅板を藏すと云ふ)。」此歲。島人。自らピール島殖民と號し。新に憲法を製し。セーボレを頭官とし。マトレ及びエップなる者を副官とす(所屬論を見よ)。蓋し彼理か竊に授けし者なり。然れとも此法後行はれず。此歲彼理香港に在る時。香港總監ボンハム。此島を英領とし。彼理か其地を購へるを詰りしか。彼理其理を述べて。之を駁せり(所屬論を見よ)。明年。彼理復た江戶灣より。別將アプボットをして。此島に過ぎらしめ。農具種實等を島人に分ち。且開殖の意を告ぐ。彼理歸國して。尙此島開殖の事を唱へしが。息て遂けず。安政元年。魯艦四艘此に到り。明年米艦ユニセン子ス號亦到る。安政の初め。英人ロビンソンなる者父島より母島の沖村に移る。是を母島住民の初とす。」是より先。弘化三年より幕府。此島を開くの論起りしが。其後外國人來往すと聞き。終に文久元年九月に至り。外國奉行水野筑後守忠德。目附服部歸一常純等に命して。此島を開かしめ。十一月其旨を英米等の公使に告く(所屬論を見よ)。是に於て。忠德等屬官三十人許を卒ゐて。十二月四日軍艦咸臨丸に駕し。其十九日。父島に着し。島人を集めて。開拓殖民の意を諭すに。島人皆欣然我政府の保護を領受すべきの證狀を出す。依つて明年正月。定書。港規則等を制し。英文にも譯して。島人に頒てり。」定書の略に。從來の持地に安堵すべし。但し今より新拓。及び地所賣買は。許を乞ふべし。漁業は境を定めず。日本と交り稼ぐべし。山林を伐るは。許を乞ふべし。鑛物は掘るべからず。食用の外は獸類を獵す可らす。嫁娶生死は。屆出つべし。後來外より移住或は逗留し。或は外へ移轉するは。皆訴出べし。港規則の略に。來舶の船總て港規則を守るべし。來泊せば國名。船名。船長の名。噸數。人員を屆出づべし。輸出入品は。無稅たり。碇泊中。漁業に妨あれば。發砲すべからず。出入には水先案內へ。定賃を拂ふべし。上陸の者。遊獵し又は不法あらは。捕へて船長へ渡し。相當の過料を取るへし。船中の者。島に在留逗留し。又島人船にて轉送する者は願出つべし。」二月十二日。忠德等。母島に到り。島人を懷け。復父島に歸る。是より先き。扇浦に假役所を建て。山を開き。官舍倉戶等を起し。又詳に各島を測量して地圖を製し。新に地名を附

ヲカサ

し(地理部。各地の下に古名の字無きは此時の新名と知るべし)。又扇浦に大神宮を祀り又開拓碑を建て。此般の事を記す。文久元年十二月。黑川春村の撰文なり。是に於て諸島全く我版圖に歸す。忠德等依て小花作助を留めて在勤せしめ。三月九日父島を發し。其廿八日江戸に歸帆せり。此歲八丈より農工鍛冶。男女凡そ四十人許を移し。扇浦に廿餘屋を建て。頗る村落を成し。島人の地など買入れ。諸處を開拓す。此間我滊船朝陽丸等。來往糧食を通すること七回に及ぶ。然るに文久三年。幕府攘夷の令決せし時。此島の守り難きを慮り。復た朝陽丸を送て。五月十三日。一旦。其移住人を歸載す。鎖港の令止むに及び。人を派遣すべきに。爾後。國事多端にして復た中絶せり。」其後。鯨船屢此島を歷て。横濱に來る者あり。明治二年より米人ピースなる者。此島に來住し。其小船を以て屢。横濱に來往して。諸物を交易し。明治六年四月。ピース。全島人の託を受けたりとて。東京在留米國公使デロング氏に就き。此島の所屬を問ひ。且法令無く。爭論屢起ることを訴ふ。デロング氏。其事情を本國政府に通ぜしか。其政府。此島人保護の任無しと答へたり(所屬論を見よ)。明治七年米艦タスカロラ號此に到る。同年ピース二見港に於て。其形跡を失ひ。明年島人スペンセルなる者。亦其影を失ふ。蓋し。皆暗殺せらると云ふ。」是より先き。維新後。明治二年。外務省此島再拓の事を發せしが。國事尚多端にして。延遷す。其後ピースか横濱に往來するに及び。ピース島中に國旗を建て。全島に據有せりとの風評。中外に聞え。又島人屢爭殺の事に苦み。各其本國なる英。米。佛等に保護を訴へ。且諸外國船も往々同島へ出帆の免許を我に乞ふ者もあり。各國公使も我政府に此島の屬否を問ひ。我常に我屬を答ふ。又各國の人民相集れば。其管理も稍困難なれとも。元來我屬地なれは。理せざる能はず。依て明治六年。大藏省嘗て再拓の事を建言し。其十二月太政官。初めて數省に令して。見込を言はしむ。明年外務。内務。大藏。海軍。四省合議せしか。尋て佐賀臺灣の役。起て延遷し。明治八年六月に至て。諸制規は文久の者を斟酌し。島人を我政令に歸せしめ。港を開て輸出入を無税とし。海軍の分屯を設け。且人を移殖する等の見込に一決せしか。島人の向背。殊に。ピースの事情も知り難く。且英公使パークスも稍此事に就き言へることあり。依て十月先つ探偵として吏員を發するに決せり。是に於て外務四等出仕田邊太一。租税權助林正明。地理七等出仕小花作助。海軍大尉根津勢吉。命を奉じ。隨行若干人。十二月廿一日。滊船明治丸に乘て。横濱を發し。廿四日二見港に着し。即日島人を船に會し。全島再拓の旨を諭し。其戸口原籍等を糺し。又器什を惠與す。是に於て島人皆欣然命を領し。尋て皆我管理に歸すべき證狀を出す。同時英國領事ロベルトソンも亦英艦ガルー號を以て。廿二日横濱を發し。廿六日二見港に會す。是は島人の事情を探らんか爲めにて。且米公使の依賴に因り。ピースの事を糺せり。而して我國全島を管理するの事に就きては。絕て異論無し。既にして。英領事は。十二月三日歸帆し。其五日我官吏更に母島に到て事を了し。明日父島に歸り。十二日島を發し十六日歸京して復命す。是に於てか。全島再拓の事定り。今年政府尋て鎭護の吏員を發遣せらるべしと云ふ。明治丸歸帆の後。普艦ヒダマック號。獨逸艦ヘルタ號。幷に此に到れりと見ゆ云々。以上小笠原島誌に記す所なり。明治十三年第四十四號布告を以て。內務省の管轄なりしを改め。東京府の所轄とす。

ヲカミ 岡見。和訓栞に云。をかみ。岡見の義。顯昭の說に。除夜に簑笠をきて。岡にのほり。我家を梢に見れば。一年の内にあるべき事。皆見ゆと云り。埃囊抄にはうかみを謬りて。をかみといふと云へり云々。」溫古實錄云。大晦日の夜高き岡に昇り。簑を倒に着て。遙に我家をみれは。明年あるへき吉凶の事みゆと也。堀川百首。「ことごまのおほつかなさにをかみすと。木すゑながらに。年をこそかな。俊賴」。ことだまは。明年の吉相を云といへり。

ヲケ 桶は。本居宣長の答問錄に。古書に麻笥を桶と通はして云へる事多きの條に。桶は形麻笥と同しきゆへに。通はしてをけといふなるべし。大神宮式。神寶の麻笥は。木工寮式によるに。鐵にて作れる物にて。其形も下のすぼりたる物にて三合とみれば蓋もありと見えて。すべて桶とはいたく異なれども。又古より桶と同形なるもありしにや。今わが里のあたりにて。麻をうみて入るゝ器ををごけといひて。深さ一尺ばかり。徑七八寸。桶のごとく曲物なり。これも古よりある形ならむか。さて桶は今は厚き板をならべまろめて。竹の輪をかくめれど。中昔ごろまでは曲物なりきと見え。職人歌合檜物師の歌に。「汲たむる桶なる水に影みれば。月をさへこそまげいれてけれ」。これ檜物師歌によみて。まげいれてなどよめるも。曲物なる故の俗語なるを思ふべし。是は昔の曲物の桶は。右にいふをごけと同じ形なるべし。」幽道隨筆に。契冲の說を引き「今水を入れる物を桶といひ。其ほか何桶。か桶などいふ桶の名は。俗間に苧ごけといふ物より此名おこりて。萬の桶の名あるなるべし。萬葉に「おとめらがおけにたれたるうみをなすと」云々。此歌麻笥と書けり。又令義解に金水麻笥と書きたまへり。これを以て思ふに。をけの名は麻笥より出たるなるへし」と。傍廂に「ある人曰く。桶と箱とは互ひに文字をあて違ひたる

なり。桶は竹もてしむる物なれば竹に從ふべし。箱は木もて造るものなれば木に從ふべしといへり。これ字のみ知りて其器のもとを知らぬ僻說なり。桶は麻を績みいるゝ器にて。麻笥といふ檜の曲物なれば。竹の器にあらず。箱は木なるも竹にて編みたるも。葛にて組みたるもあり。一樣ならず。古書古畫あまたあり。實を知らずして推量の理窟だては拙くうろさきものなり」と。和漢三才圖會云。倭名抄引二切韻一云。桶汲二水於井一之器也。又有二火桶。水桊桶。腰桶等之名一。按桶以二木板一爲レ側。以レ篾爲レ縄縛レ之。近レ底箍名二奈岐和一。其木以レ杉爲レ上。檜次レ之。樅又次レ之。其他易レ朽。」棬桶(和介乎計)。棬二檜薄板一作レ之。不レ用レ箍。以二樺皮一縫レ之。漆桶。苧桶。貝桶等用レ之。」また貞丈雜記に云。桶之訓の事。延喜式(大神宮式内匠寮式等に)麻笥と書たり。上古は竹の輪を入たる桶なし。曲物を用たり。職人歌合(甘露寺親長卿作明應年中の人也)の繪(繪は土佐光信筆)に。檜物師がわげ物作る躰を畫たる傍の詞書に。ゆおけにもこれはことに大なる。何のためにあつらへ給ふやらんとあり。是湯桶に。わげ物を用ひたるを知るべし。同繪に。酒造りを畫たるには。竹の輪を入たる桶を畫たり。是は樽也。」桶と云は。細き板を丸くならべて。竹の輪を入れたるばかりを云にあらず。このわた桶。くび桶。ゑな桶。弦桶の類は。皆わげ物也。わげ物をも桶と云也。

ヲケハザマ ノ タタカヒ 桶峽之戰。日本歷史問答に云。永祿三年今川義元駿河を發し。四萬餘人を率ゐて。遠江。三河の二國を略し。尾張國愛智郡沓掛の里に到り。糧を大高城に納る。尾張の諸城風を望みて。多く之に降る。信長聞きて迎擊せんとす。傅林通勝曰く。彼は衆。我は寡。爭てかよく之に當らんや。城を守りて出でざるに如かずと。信長曰く。先ずれば即ち人を制し。後るれば則ち人に制せらる。これ古今の常例なり。我豈に聽せんと。則ち袂を振ひて起り。左右屬する者僅に八九人。路に熱田社を經。書を納れて勝を祈る。時に兵卒の來り集るもの。稍一千人を得たり。時に義元桶峽にあり。勝に誇りて自ら驕る。偶ゝ大雨盆を覆す。信長曰く。時なるかなと。俄然營を斫て入る。義元狼狽す。服部小平太望み見て之を搭す。義元佩刀を把り。其膝を斫りて之を倒す。毛利秀高義元を刺し。其首を斬りて出つ。今川氏の軍大に潰ゆ。また修むべからず。信長追擊して首を斬ること。二千五百餘級。乃ち熱田に賽して凱旋す。今は通路小松の丘陵の窪に半は壞崩せる石碑あり。今川義元の墓といへり。而して路傍の茶店に桶狹軍記を賣る。

ヲコトテム 袁古登點。(クムテムを見よ)

ヲシキ 折敷。宮室調度圖解に曰く。折敷は。細き木を折りまはして。緣としたる盆なり。角なるも隅切なるもあり。食物また盃などを載するに用ふ。源氏物語玉鬘の卷に。長谷寺にて。豐後介が姫君に膳まゐらする時。「折敷手づからとりて。これは御前にまゐらせ給へ。御臺などうちあはて。いとかたはらいたしや」などあるを見れば。臺よりは略儀なり」とあり。貞丈雜記云。折敷と云は。足なきを云ふ也。【足付】の事を。折敷といふ事もあり。足付を足打とも云。折敷に足を打付たる故也。足付の折敷といふ事を。略して足付足打などゝ云也。【平折敷】と云は。四角のかどを切らざる也。四角のまゝ也。足は無之。角の折敷のごとく。足付る事も有へし。用に依へし。【そば折敷】と云は。角切らずして。足にはくりかたなきを云。【むぎ折敷】と云は。ひや麥。むし麥をもる折敷也。又せいろうとも云。すなはちふち高を重ねたる物也。今はひやむぎ。むし麥の類を。椀又は皿にもる也。【ふち高】は。ふち高の折敷と云物也。折敷のふちを高くしたる物也。菓子などをもる爲に。ふちを高くする也。大きさ五寸四方斗。ふち高さ一寸五分ばかり。角切角也。廻りに柱を入る也。」小角と云は。右の角の折敷を。三寸四方にしたる也。中角は五寸四方にしたる也。大角と云は。八寸四方也。是を八寸とも云。」按るに。上世は。木の葉を敷き。食物を盛りたるが。それより片木のをしきを用ふるゝとになりしなり。【臺】和漢三才圖會に云。檈。俗云臺。柩。俗云閉岐。和名抄云。檈俗云臺是也。圜案也。按今不レ用二圜者一。皆方形而有レ足。大小不レ一。凡聘禮載二金銀帛肴之諸品一以贈答焉。山谷詩集註云。俗名レ盤爲レ臺。蓋槃レ土四方堅高者曰レ臺(音台)。今之檈形亦然。故名レ臺。脚作二雲形一者名二雲足一。奉獻用レ之。脚方而有レ孔。如二瓢形一者名二二重彫一。尋常獻上用レ之。一圓孔者平人用レ之。とあり。貞丈雜記に云。【へぎ】と云は板をうすくへぎたる儘けづらずに作たる折敷を云。【かんなかけ】又かなかけとも云は。へぎたる板にかんなをかけて。うつくしくけづりて。作たる折敷をいふ。【樣器】の事。源氏物語にあるかれのやうきろりの御さかつき云々。細流抄に。やうきは盤の事すへ物なり。孟津抄に。銀の楊器也。或は藥器の盤也。四方の膳などの事。師說に。一說ぬりたるを朱器といひ。白木を楊器と云引入なり。丞徳記にあり 以上北村季吟が源氏湖月抄に見たり。師說とは箕形恕菴の說なり。貞丈按に盤の事也。すへ物也と云は折敷の類と聞ゆ。藥器の盤と云は藥をかけたるやき物の折敷類の物と聞ゆ。又白木を楊器と云引入也と云は。白木の折敷の類にていくらも入子に組たる物と聞ゆ。如此諸說さだかならず。又中院通茂卿七十賀(元祿十三年)記に。折敷三枚(樣

器盃蝶鳥)。又折數一枚(樣器)。瓶子一口(樣器)と見えたり。楊器とも樣器とも書也。源氏にまろかれのやうきとあるは銀にて楊器の形を作りたる物と聞ゆ。白かれのやうきるりの御さかつきとあるをみればやうきは盃をのする臺と聞ゆ。又按。楊も樣も此兩字を用れとも。揚の字本ならん歟。常の折敷類は檜にて作るを。是は楊の木にて作りて。楊器と名付たる歟。檜にて作る類を檜物と云類の名か。藥器といふ說は誤なるべし。

ヲジメ 緒占は。腰提物。煙草入。巾着なとの緒をしめる物をいふ。珊瑚珠。水晶。瑪瑙。鳳天なと。種々品類あり。和訓栞云。緒占の義。或は緒留といへり。草木子にいふ。壓口也といへり。」また嬉遊笑覽に。緒じめは。西廂記。粧臺窺間と云條に。我做一個縫ニ了口撮合山ニ(撮合山は。荷包上壓口也)と見ゆ。本草啓蒙に云。舶來にトンボ玉と云あり。黃白色にして。正中に猫睛の如き點あり。これ集解の猫睛石なり。又淡靑色の硝子にて。櫻花なぞを畫きたるあり。俗にくすり玉と云。これを又とんぼ玉と云は非なり。此は蠻人の衣服の鈕釦なりと云り。此說非なり。猫睛はもとトンボ玉とは云はず。產業袋に。鳳天は唐物なり。地あめ色にて。兩方に紅のまろき照あり。みとなるもの也とて。トンボ玉とは別に出せり。物理小義にも。猫睛のをを云て。無活光を蜻蛉頭と云とある如く。こゝに唯るり色の玉の。初め渡りたるを。その形を取てトンボと云しなり。サクラ玉をば。大よそに其たぐひと思へりしなるべし。トンボウ玉。東雅に。鎖鈴をトンボウなといひ。近俗にはボタンなど云ふ。トンボウとは。其形をかたどりいひし也。ボタンとは。西洋佛亘機國の方言の轉したる也とあれば。一種に限らずと見ゆ。產業袋に。とんぼ玉は。地るり。或は白きに赤き花のちらし紋あり。燒物の如くみえて至極うつくし。その昔唐より始て渡りし時。世に珍らしく奔走せし。中ごろ大阪に名人ありて作り出せしに。唐物にちがはず。其上唐より年々に多く渡りて。人の用ひもなく。今は以前の百が一つの價もなきやうに成ぬ。しかし最初に渡りしは。人よく見わけて。價も以前にかはるをなしと」いへり。

ヲシヤウ 和尙。(ソウリヨを見よ)

ヲダハラ ノ エキ 小田原之役。小田原は相州足柄下郡にあり。鎌倉開府以前及び鎌倉幕府閉鎖以後は關東第一の商業地なりき。古は足柄郡足柄鄉に屬し。玉川庄と稱す。小田を原野の間に開きしより名けしと云ひ。又小由る木と草書に書きしが訛れりとも云ふ。延文の頃までは寂寞たる寒村なりしを。應永中大森賴顯の城を此に建てしより。漸次繁盛となり。北條氏の時最隆盛を極たり。北條氏直の時。氏親名代として上洛し。歸鄕の後京都の市街を模して街道だけは板葺に改めたり。其葺方他に異なりとて。小田原葺と云ひ。近鄕より之を見に來りしと云ふ。初め武家の世となりし時。關東管領足利基氏鎌倉にありて。此地を管せしが。持氏の時應永廿四年上杉禪秀に黨せし土肥氏の領地たるを以て。之を大森式部大輔賴顯に與へ。此地に移らしむ。世襲して信濃守藤賴に至り。明應四年北條早雲伊豆韮山より起りて之を逐ひ尙城を陷れ。子孫之を領して關東の總鎭たり。氏綱氏康氏政より氏直に至り。天正十八年天下秀吉に歸す。北條氏獨り服せず。七月秀吉早川村の西方石垣山に陣し。之を攻む。之より先。秀吉密かに人を此山に登せて城を築き。成るに及びて其の前の樹木を伐除きしかば。城兵大に驚けりと云ふ。北條氏の臣松田尾張守康秀間道を秀吉に告げ。城爲に陷る。秀吉之を德川家康に與ふ。家康之を大久保忠世に與ふ。慶長十九年正月其子忠隣國事の罪ありて除せられ。幕府直轄す。元和元年阿部備中守正次之に治し。後又天領となり。後寬永九年稻葉正勝之を賜り。貞享三年大久保加賀守忠朝に賜はり。明治元年大久保忠良封土を奉還す。

ヲツトセイ 膃肭臍。明治二十九年十一月の時事新報に云く。我北海道は古へより海獸の棲息所として隱れもなく。舊幕時代より臘虎の獵獲を試るもの少なからざりき。既に露國と千島の交換をなしたる後。舊開拓使に於ては之が取締りに意を注ぎ。時々瀛船を回航せしめたる事あり。當時外國獵船の沿岸に出沒する者皆風浪遭難。薪水欠乏等を口實として捕拿の難を免かれつゝ。海獸を獵獲するもの年一年に殖えまさりければ。去る明治十一年舊開拓使は獵業條例を定め。距岸一里以內に於て獸獲四百頭を超ゆることを許さす。斯くて海獸の繁殖を企圖したりしかど。是れ單に臘虎を保護するの目的に出でたるものにして。膃肭獸の事など夢想だも及ばざりしかば。外國獵船の濫獲に一任しき。【千島諸島に於ける膃肭獸】生育場の有樣は。有名なる密獵船長スノウの言に依れば。其當時ライコケ及びスレードの兩島に上陸する該獸の數は。各々一萬五千頭內外なりしと。是れに由て考ふるに。最初より千島に於ける生育場は彼のプリビローブ。若しくはコンマンドルスキー列島の如く大ならざりしならん。爾來明治十五六年頃迄は外國密獵船一艘にて數千頭を撲殺するを例とせしに。其後漸次減少して。明治十八年頃には千島諸島に於ける全獵獲高一萬二三千頭を超えず。其後は尙ほ益々減少して。二十二三年密獵船ダナの如きは。僅々二百三十一頭を屠り得たりといふ。斯る有樣なれは。近年

は密獵船互に競爭して。該獸の全群未だ完く上陸せざるにも拘はらず。僅に現在上陸せるものを悉く撲殺し去るに至れり。旣にして我帝國軍艦の千島に巡航すること丶なりてより。密獵船彌々期節に先ちて千島に至り。僅にても陸上膃肭獸の上り居るを見れば倉皇之を撲殺し。忽ち軍艦を望み見て其死體を海に投げ入るゝ暇もなく。陸上に殘し去るを以て。後れて來る該獸は此體に恐れを爲し。悉く他に移遷して。漸次其跡を絕つに至りしなりとぞ。之に反して露領に於ては該獸の群棲場に砦を築き。軍艦を以て其近海を保護するが故に。玆を恰好の隱家として日夜に走るなりけり。千島に於ける膃肭獸生育場は荒廢に屬したれども。猶ほ幸に春夏若しくは秋冬の交。ベーリング海峽若しくは露米領の繁殖地に往き又還る膃肭獸が。潮に乘りつゝ我【東海岸に回游】するあり。近年外國密獵船の我邦に來るものは。其目的千島にあらずして。此東海岸に在りとす。【本邦東岸膃肭獸游泳線路】膃肭獸は寒暑共に厭ひ易き動物にして。移遷の目的は啻に繁殖を圖るに在るのみならず。亦自己に適する氣候を追ふものなるが如し。故に夏季繁殖期に當りては冷涼なる北海の島上に來り。降雪結氷の氣候近づくに及んでは自己に適する水溫(大抵華氏五十度前後)を追ふて南方に回游し。大凡北緯三十二三度位の處に達すれば再び引返して徐々北游の途に就くものと知られぬ。扨北上の期間には或は食餌し。或は睡眠して專ら身體の榮養を勸め。只管生殖の準備をなし。分娩期に近づくに從ひ漸く北行の速度を加へ來る。今我邦近海に於ける該獸の游泳線路を案ずるに。每年一月より二月の候は八丈島沖より犬吠岬の沖合に浮游し。夫れより徐々北上して三四月の頃は金華山より鮫港に至り。五十哩乃至百五十哩の沖合に群集し。五月初旬に至ては鮫港の東襟裳岬に於ける沖合。陸地を距る凡五十哩より三十哩の處に來集す。尙ほ進んで五月下旬より六月の初旬に至れば襟裳岬を距る三哩乃至四十哩の沖合に來り。六月中旬より下旬に掛けて北海道厚岸の沿岸を距る十哩乃至三十五哩の處を過ぎ。尙ほ北上して根室國花咲地方沿岸を距る三哩乃至二十八哩の沖合に游泳す。此時に至ては繁殖期已に迫るを以て。之れよりは速度を早め露領コンマンドルスキー及びローベン島に向ふなるべし。此他に日本海を北上する別隊ありて往々松前及び禮文利尻沖合に隱現す。然れども箇は其數極めて少し。或外國獵船の船長の言に依れば該獸の小群はローベン島に至るものなりとなり。又先年函館に入港せし外國獵船の船長某の語る所に依れば。北海道の東岸を回游する膃肭獸の一部は米領プリビローブに至る者なりともいへり。我東岸を回游する該獸の數は實際露領の各島嶼に上陸繁殖する者に比して。非常に多きを以て見れば此言或は當れるやも測り難しといふ。【膃肭獸の形狀】膃肭獸は。躰細く長くして四肢あり。尾は甚だ短し。頭は圓くして顏は短く額即ち鼻骨の端より頭骨に至るまで圓くして隆起せり。眼は大にして光あり其色稍々靑し。視覺銳敏ならざるが故に風下より進むときは直ちに其傍に達し近き得べし。漸く人の來れるを認むるときは。數間若くば數尺を避けて其處に伏すもあり。或は晏然遊戲するもありといふ。鼻孔は小にして孔内の膜善く發達せる廻旋あり。嗅覺頗る銳し。彼に機敏なる擧動あるは主として嗅覺に因るものなり。例へば人若し風上より近かんとするときは如何に靜に步むとも。一哩若くば半哩の距離にして。忽ち彼の嗅覺を觸起し。熟睡せるをも驚き覺まさぬはなし。耳は卷縮して大さ指頭の如し。聽覺亦頗る銳く。微音と雖ども亦彼が狐疑心を惹かぬは稀れなり。口吻は靑黑色にして老大なるに從ひ。漸く赤若くば紫の色を帶び來る。唇は薄くして上下固く相合することを得べし。上唇には疎き鬚あり。其色黯黃にして硬く且つ長し。前肢は鰭狀をなし其大部分は毛を生ぜず膚黑くして靑黑色なり。專ら步行游泳の用に供す。其指各々爪を有し。又蹼あり。後肢の指は先端に伸縮する膜あり。游泳の際楫の用に供す。摶骨。撓骨及び尺骨は體中にあり。肥大なる者は隱れて見えずとぞ。毛に二種あり。一は長くして硬く。灰色にして光澤あり上毛といふ。一は短く柔かにして密生し且彈力あり。大概して濃茶色あり下毛と云ふ。該獸は四肢ともに他の海獸よりは大にして善く發達せるを以て。自由に地上を步行するを得べし。步行するには前肢を交互に前へ出したる後。扨後肢を跳て前へ跛る。後肢は步行の用をなさずと知るべし。斯く進むときは頭を高く昂げて決して體を地に着けずといへども。物に驚きたるときは步行の法を一變し躍走して逃れ去り。人之を追ふとて萬に一も及ばざるべし。但し走ると十五間乃至二十間に至れば忽ち疾勞の爲めに氣絕するを常とすといふ。游泳は極めて迅速なり。水上に眠るときは鼻端を少しく水面より出し肢を前に折り前肢を體に密着して仰き眠る。通常該獸の啼く聲に四種あり。(一)太くして高く遠方に達す犬の遠吠の如きもの。(二)低くして呻吟する如きもの。(三)牝鷄の雛を呼ぶに似たるもの。(四)口笛の如きもの。左れば遠くより繁殖場に耳傾くるときは恰も背葉隱れの瀧を聞くが如く。風下に在るときは六哩を隔てゝ之を聞くを得べく。風浪の日といへども尙ほ隱々として耳に達すといふ。軀幹は生後一箇月にして已に一尺あり。稍々生長して牡は六尺より七八尺に達し。牝は通例四尺に止まる。體量は

一尺のものにて七百乃至九百目。生長の後牡は二十貫目より四十貫目或は六十貫目に至り。牝は九貫より二十四五貫目に止まるとなり(ラッコ參看)。

ヲドヤキ　尾戸燒は。萬治年間。京師の良工野々村仁清(京燒の部に詳なり)の門人正伯といふもの。土佐國尾戸に於て始て製造す。其の製出する所の者は茶器多し。其の製朝鮮御本に倣ふ。爾來其の地の工人。相次ぎて本茶器に盞盆を造る。今仍雜器を製す而れども甚尠し。唯其の近傍の用に供するのみ(工藝志料)。

ヲドリ　踊。嬉遊笑覽云。をどりは踏歌を始とすべき歟。併乍らその說後世よりさかのぼりて。似つかはしき事をとりていふにやあらむ。古は舞といふより外に名もあらず。但し踊躍ををどりといふは。もとよりなれど。一ッの名となりたるも。近世のことにはあらず。季瓊日錄に。寬正甲申六月十四日。祇園祭禮。北畠跳戈歌舞加賀舞。參二御所一舊例也。また此事は。尺素往來。祇園御靈會云々。處々跳鉾とみゆ。おもふに。舞樂の振鉾などのやうに。鉾もちて跳れるにや。是又田樂なるべし。猿樂狂言記。正續拾遺ともに。をどり念佛。盆踊のこと。往々見えたり。又二水記。永正十七年七月二十二日。見躍拍物。今夜勸修寺張行也。當年每夜有二此事一。近來不二見聞一事也。倚二天下靜謐之所一レ爲歟。しからば盆踊といふこと。この頃より行はれしなり。空穗猿といふ狂言に。ひんたのをどりは一をどりといふことあり。いづくにも。おどりあれ共。是はことに名高きをどりなり。三絃のふるき組歌大幕に。「ひんだぐみふれのなかはなにとおよるぞ。とまをしきれに。かぢをまくらに。ひんだのをどりをひとをどり〳〵」。このたぐひの歌五うたあり。その內三うたには。ひんたのをどりといふことなし。そのなきかたや。古からむとおもはる。始めその里にて。その里のをごりとは。うたふべからず。このをどり行はれてよりぞ。いりたるひんだなるべし。懷橘談。承應二年出雲の記行なり。かぶきの歌に。比太の横田の若苗とうたふも。みな出雲の國里の名にして。此國よりぞ初りける。又云ふ日田といふ所に。日田神あり。俗謠にいふ。比太の横田なり。古老傳云ふ。鄕の中に田傾許あり。形横長し。遂に田によりて。横田明神ありといへり。ひだといふべきを。ひんだといふは。濱千鳥の類なり。唱歌の音勢によれり。かぶきの歌にとあるは誤なり。くにが歌舞伎よりは前にあること。猿樂狂言にても明かなり。」

【伊勢をどり】は嬉遊笑覽に云。伊勢音頭にてをとるなり。音頭は職人盡曲舞の判に。當世舞曲に。月にはつらき小倉山。その名はかくれざりけりといふ音頭を思ひよせたるにや。云々有り。音頭は字の如く。其歌の初めに。先うたふと有にや。今も音頭とりは。一群の中に拔出て。最初をうたひ出すなり。梅窗筆記に。伊勢街道の。伊勢に松坂といふ所あれど。今の俗のをどりの音頭といふものに。千世の松坂といへるは。山城の粟田の東なり。應永三十一年。極月十四日。室町殿御參宮私日記に。「我もまたけふは都に入日かけ。うれしくむかふあふさかの山」。松坂にもつきぬ。年々歲々の御參宮に。ことさら此ところしも。千とせの坂の名をあらはして。たびとの祝詞にあひかなひぬるも。神慮のしからしむる所なり。「君は猶千代の花さく松坂を。いく十かへりかこえてみるべき」といへるは。非なるべし。卜養狂歌集に。いせをどりはやりければ。「我君をこゝまでまつ坂いせをどはら帶」。延寶のころいせをどり大にはやりしこと。紫の一もとにみえたり。風俗文選に。俳諧文をいふに。一つの趣をたつる所なくては。童蒙の丸い物書に落て。果は松坂を仕舞となせる。無下の事なるべしとは。千代の松坂と。とぢむるをいふなるべし。松の葉に。きぬたをとりは。一をどり。若衆をとりは一をとり。などあるは。みな伊せのやうだの一をどりといへるに。ならひたるもの歟。」聲曲類纂に云。伊勢音頭(參看)。勢州古市に行はる。伊勢參宮名所圖會に云。古市も間の山のうちにて。間の山の節を唄ひし物なるに。ものあはれなる節なる故。いつの頃よりか。うつりて。川崎音頭流行して。是を伊勢音頭と稱し。都鄙ともに花街の唄ひ物とは成たれども。此地の調は。普通に越たりと云々。其曲節。中古より江戶にもはやりけるにや。紫のひともと三股涼舟の件に。延寶五巳の年より。伊せ音頭はやり。老たるも若きも。よきもあしきも。坊主も女もうき立て。踊ころなれば。つゞみ太鼓で踊るもあり。琴三みせんにてはやすもあり。尺八胡弓であはすもあり。女踊。男踊。武士踊。町人踊。引鹽に任せて。流れ船にて踊るもあり。さす鹽に艪を立て踊るもあり云々。又同書永代島八幡宮の件に。八幡の社より手前二三町か內は。皆表店は茶屋にして。數多の女を置て。參詣の輩のなぐさみとす。就中島居より內なば。洲崎の茶屋と云。十五六ばかりのみめかたち勝れたる女を。十人ほど宛抱置て。酌をとらせ。小歌をうたはせ。さみせんをひかせ。後はいさ踊らんとて。當世はやる伊せをどり。風流なる事。山谷の遊女も爪をくはへ。ちりをひねるとぞ云々。【岡崎をどり】嬉遊笑覽云。嚬草に。筑紫琴といふ條に。小歌のをかざきをどりなどのみにて。ひきまはれば云々。又あふむ新つれ〴〵に。岡ざきをどりといふ小歌を。つくし琴に合せて。ひけることあり。是今にあるをかざき女郞衆といふ小歌なり。人倫訓蒙圖彙。代神樂の處に。獅子が立て。扇の手をつかひ。一の谷ぶして舞。最珍敷事共なり。岡崎女郞とい

ふ。しゝをどりなれは云々。是獅子まひがをかざきを踊れるなり。一の谷ぶしは十郎兵衞ぶしなり。是は一の谷十郎兵衞が事を。うたひし節付を云ふ。某にても。其初めそれよりうたひ出し節を。某ぶしと云ふ。八郎兵衞ぶしは。古手屋八郎兵衞が事を。うたひし内のふしなり。金五郎ぶしは。かなや金五郎が事を。うたひし節なり。永祿十年七月。駿河國八幡村より踊初め。村々へをどりをかけ。それを又かへす故。後には踊あまたになり。八月の末九月迄踊れりと。古記にみえたる。をかざき踊も。其頃よりのものなるべし。

【雀をどり】同書に云。諺にすゞめ百になりても。をどりわすれぬといへり。堀江百首題懷舊の狂歌。貞德。「雀ほどちいさく老の身はなれど。いたる人はをどりわすれぬ」。宗因十句。「をどりはいつも桐壷の内。秋きたる鳳凰あればすゞめあり」。又雅筵醉狂集。「かくす年百はなりても忘られぬ。すゞめをどりや梅の花がさ」。おもふにこの狂歌は。すゞめ踊を。人の踊る事ありての歌なるべし。

【盆をどり】は嬉遊笑覽に云く。何にもあれ。うら盆にをどるを。なべていふ。西武が獨吟千句。「七夕や機嫉よからん盆の月。盆の前より躍るむすめら」。ともあれば。盆を待ずしてをどるなるべし」。今江戶の盆うた。野鄙なるとをいへるは。もと子もり女などの。あらぬ事をうたひ出たるなめれど。其始は元祿ころよりとみえて。誰袖海といふ草子。江戶の詞をそしる處。盆の踊歌を聞に。「ことしの盆は。ほん共おもはない。かうやがやけて。もかりがぶつこけて。ぼんかたひらを。白てした」といふことをいへり。西河祐信が。江戶四季遊の繪卷物に。件のさまなる女の童を。下男の肩に乘。日傘さしかけさせて。多く群行がたかけるあり。雙紱輪。「連りて雁がれ來るひと並び」。盆の踊は襟が帶なり。帶をたすきにしたるをいへり。靱隨筆。春來が盆三日のことを。獨吟につられたる内に。「おいとま乞のけふあすばかり。欠落の君かも市のしほれ艸」。

【中をどり】といふは。義殘後覺。入江大藏之丞口論の條。七月十五日の夜。藝州御城の馬塲にて。諸方の士小姓衆。三昧線皷にて。大をどりを始る程に。大藏も道場の太皷。三尺四方ありけるを。綱をつけて首にかけ。是を拍て中をどりを仕給云々。俳諧懷子(五)。「三尾線のこまなへていざや中をどり」。佐夜中山集に。古歌取。「こゝろしりき袖打ふりし中をどり」。是は輪をどりの中に居て。踊るにやあらむ。又木曾をどり。辻をどり。はれをどり。ばかをとりなど。種々の名あり。をどりぶりに。聊かはりあるなるべし(以上嬉遊笑覽)。

【燈籠踊の事】骨董集に云。都歲時記(序に延寶二年とあり)卷之四に云。長谷岩藏花苑にては。六字の念佛にふしを付。樣々花をかざり。巧をつくしたる。四角なる灯籠を戴てをどる。いづれも肝にいりたるひとふし。きはめて品ある事。都にもはぢずおもしろし。此所にて氏神の前より踊はじめ。其年みまかりたる亡者ある家に行て。夜更まで。をどりありくなり。かくばかり例年にもよほしたる事なれば。由來なきにしもあらじ。たしかに知者なしとかや云々。月次紀事に云。洛北岩倉花園。兩村少年の女子。各大灯籠を戴。八幡の社前に聚て。男子太鼓を擊笛を吹。踊を勸む。是を灯籠踊といふ。所ㇾ戴二頭上一の灯籠。踊る女子の家々。春初よりこれを造り。互に其作る所の摸樣を秘す。前に摸しあらはすは。其古圖なり。延寶二年の書都歲時記に此圖あり。また嬉遊笑覽に云。灯籠をどりといふも。念佛をどりなり。日次紀事云。云々(前に出つ)。また俳諧五節句に【花園踊】都北山邊の在名なり。十五日の夜踊なり。在所のよめ置灯籠の尾のあるに。左右に絃なき弓のやうなる物あり。それを兩の肱にかけ。腕におさへ。灯籠を頭に戴き踊る。赤前垂するなり。此灯籠を聟張て遣す。大方年に三人ばかりは。娶よぶ故踊ㇾなり。惣踊念佛にフシ有て。其中に交るなり。【題目踊】は。歲時記に云く。洛北修學寺村の老嫗。法華の題目を唱へ。踊をなす。是を題目踊と云。松ケ崎も同じとあり。俳諧五節句に云く。山城松が崎と云在所なり。十六日の夜。南無妙法蓮華經の七字をフシ付。男女一在所踊る。男は中踊なり。太鼓あり。廻向に頰かぶりとり。腰をかゞむる也。

【念佛踊】俳諧五節句に云く。山城賀茂。十六日の夜。南無阿彌陀佛六字を唱る聲フシ。松が崎のごとくなり。江戶にも昔夜踊あり。寶永六己丑年。六月十八日頃より。町々にて夜中踊有之樣相聞。不屆に候。往還之障にも候間。踊らせ申間敷云々。をどり念佛は。老人雜話に。遊行上人の始祖を。一遍上人といふ。隆闡溪に法を聞。歌學に勝れたり。それより今に至りて。其流を傳ふる者。連歌をせり。或人一遍上人を嘲りて。踊念佛をなすは。佛の踊躍歡喜といへる心なるべし。然れ共。これのみにて。成佛いぶかしといひければ。和歌をもて譽て云。「はねば跳をどらば踊れ春駒ののりの道には早きばかりぞ」。是等の事書たる書一卷ありとぞ。𩜙餘雜錄に。自然居士者。東岸居士傳に。登二高座一說ㇾ法。擊二羯鼓一踊躍。或執ㇾ扇舞とあり。東岸居士之師也。といへり。此兩僧みな法を說て。をとれりとぞ。又はうさい念佛とて。踊り狂へる念佛あり。似せ物語。寬永の冊子とみゆ。おかし男。いとかしけおとろへて。米錢もなかりけり。さるをいな事をならひて。いざなふものにつきて。世中をす

ヲトリ

ヲトリ

ぎんと思ひて。出てをどらむとて。かれなどかふて首にかけゝろ。「出てゆかむ心かなしとわらはれむ。よのはうさいを人のしられば。」「をどらんと思ふこゝろの歎念佛。ありき〳〵ち申ぬるかな」卜養狂歌集。ある人はうさい念佛を畫にかきて。歌よめといふ。「人はみな西はうとこそ願ひしに。さかさまごとぞはうさい念佛。」古き繪卷物に。松羅館所藏。はうさい念佛のさまを寫せる處あり。その文に。扨もはうさい念佛とて。花を作りて。かさにさし。太皷かれのひやうしをうち。踊りとびまはる姿を。みる人おかしく。腹すぢをかゝへ。大勢こぞりて。見侍りける。是わたくしに踊るにあらず。むかしひたちの國に。たつとき僧一人おはしける。その名をば。はうさいはうとぞ申ける。我すむ寺。はそんいたしければ。弟子あまた引つれ。太皷かれのひやうしをそろへ。をどり念佛をくはだて。はんしやうの所へをとり出て。一錢半錢の勸進を待て。堂塔がらんを建立し給ふとかや。されば今末代に至て。はうさい念佛と名付。太皷かれをたゝき。おもろしくをどりければ。おさあひは申に及ばず。老たるも。わかきも。我先にとこそり出。これを見。くわんしんを入ければ。思ひの儘に米錢をまつへ。やぶれたる堂寺。そこれたる橋までを。こんりうをなし。其所はんしやうすると申けると有。その畫笠に花唐草の如き物を付。笠の縁にきぬを垂たり。皆たちつけを着て。二人は頭に太皷をかけ。四人は鉦に緒をつけたるを手に持。一人は杓にて蒲簀を荷ひ。ひさくをもてり。いづれも狂ひ踊るさまなり。俗体にて法師にはあらず。此時むかしといひしは。いつの程にかあらん。そゞろ物語。女歌舞伎の事をいふ處。とりわけ猿若出て。色々さま〴〵の物まれするこそおかしけれ。はうさい念佛。猿廻し云々。是慶長中の事なり。可笑記。正保元年二卷。むかしさる人云ひ狂人走れは。不狂人もはしるといへる譚話あり。げにも〳〵。江戸上下の人々が。慶庵の。泡齋のと云ふ。狂人共が。町々小路をかけ廻り。是は彼狂ひ踊るをもて。發狂したる者に譬へていひしなり。世事談に。葛西の士人。鉦太鼓に笛をまじへ。踊念佛にて。江戸の大路を廻る。是を葛西念佛と云。泡齋と呼ことは。寛永の頃。泡齋といふ狂人の法師ありて。町小路を走る。童部集りて。氣違よ泡齋よと。はやせり。今もつてかくいふ言ありて。氣違の名目となれり。此泡齋はやされて。踊るかたち。異形にして。人の笑をかされしむ。かの葛西念佛が踊る所。一様ならず。左りへ飛あり。右へはれるあり。頭をうなたるれば。尻をふりて。おのがむき〳〵。心々にして。定れる拍子もなく。たゞ物に狂ふがごとし。泡齋坊が踊るにひとし。よつて泡齋念佛と呼ぶ。誠に氣違念佛踊とも云べきなり。泡齋寛永の頃といへるは誤なり。前に引る古記の畫文と異說なれども。此事關東のとなれば。彼は傳聞遠く。堂塔建立も何れの寺とさだかならず。是は沾凉が說然るべし。其後此念佛廢れたれど。下總佐原の邊には。年老たる家事をば子孫にゆだれ。隱居して逸樂なるは。男は太鼓を打。女はをどりをならふ。年老ていと似げなき事なり。思ふにその始。葛西念佛にてありしを。いつの程よりか。あらぬ小歌をうたひ踊るなるべし。俳諧歲時記に云。【念佛踊】。洛北川合村。一乘寺村に。念佛踊あり。念佛を唱へ。をどりをする。故に此稱あり。

【七夕踊。小町踊】還魂紙料に云。正保の頃の畫卷に。七夕踊の圖を載て。詞書に。さても七月七日は。天上に天の川とて。深き廣き川あり。一年にたゞ今宵ばかりに。牽牛織女の逢夜なれば。かさゝぎの紅葉の橋を渡して。契りふかき。なかだちをなし給ふとかや。乞巧奠とて。人みな今宵は七夕祭するも。なまめかし。こゝに七つ八つばかりなる小姫たち。美しく出立。太鼓を手ごとに持つれ。おもしろく歌をうたひ。踊まはるも。みな是七夕をなぐさむると。昔今に忘らずとかや」とあり。案に。七夕踊とて。別にあるにあらず。小女の人情に。盆を待かれて。七夕よりをどる故の名なるべし。猿源氏伊呂芝居(正德年間印本)に。昔は人の心も公道にて。十八九迄前うしろ見るといふとなく。男のはてのやうにそだつ娘。七夕のかけ踊に。母親愛だてなく。純子のはちまき。光綾綸子の襷。髮はあたまの辻にたてかけ。白粉こつてりと。豆腐に目鼻付て。きは墨に蓮根の後をくろめ。繻珍の着物に。緋りんずの下着をほのめかせ。毛琉の帶に。紫ちりめんのかゝへ帶。紫足袋に尻切をはかせ。金の太鼓に塗撥。鶴龜かいたる日傘に。布袋かいたる薄給の團扇乳母ばかりは古今かはらず。此子を笠にきて。横ひらたい尻に。金入の帶しどけなく。地黑に羽團の大揆樣の。縫入のかたびら。十四五なる小女郎に。彼養ひぎみと。おのれが身をあふがれて行のみならず。下女に檜破籠やうの物もたせて。小町踊の門にいたれば。かならず内へはいりて。我もの顏に。人の娘子をもてなすとにして。我主の子は。そこ〴〵に喰たも喰ぬも。知もなく。暮は酒きげんにゆるぎ皈る(何れの册子にも日傘のとあり又こゝに暮にかへるといへば。小女の踊は晝なるべし。下に引し五節句にいふ處と合り)。又愚案問答(享保十七年著。寛保二年印本)に曰。七月七日。七夕を祭る(中畧)。又此日美人の子供。平たき太皷を持。美しくけはひかざり出立。太皷をたたき。小歌を謠ひ歩く。昔は娘の子。十四五より十七八までの。花ならば盛なるを。美々しく拵へいてたゝせ。姥腰もと。又は小女郎なん。其身分限相應。それ〴〵に日

傘なんさしかけさせ。丸團に房なん付たるを持せ。あるは美しき扇などにてあふがれ。面白く歌をうたひ。大内町方小路〻。友達のかたへ行。踊をかけたり。むかしより小町といへば。人毎に美人のやうに思ひ。名付て。小町踊といひ傳たり云々。七月七日は。牽牛織女天の川にて。一夜契りをなしたまふ。其縁を引て。むかしは娘の子ども持たる人は。娶入を取結ぶまで。いかにも美しく形勢出たゝせ。何れ劣らじと色どりかざりて。踊らせたり(以上愚案問答に見えたり)。是等はさまで古き草紙にもあらねど。古老の說によりて記しゝにや。更に昔を見るこゝちして。前に模したる古謠に合すれば。別に考を附するにおよばず。愚按問答にいふ如く。小町とは。小女の艷なるを讃るより。出たる名にて。此謠則小町踊なるべし。又俳諧五節句(元祿元年印本)に。踊は國〻にて唱歌かはるなり。音頭のなき國あり。大方夜おどる。男女ともに踊。又晝は女童部踊る。これは薄の太鼓塗撥を。手毎にたゝき。染絹の鉢卷、帶を肩よりぶらさげ。結び手襁と名づけ。都の大路を。日傘さしかけて。踊をかけに近づきの門にて踊なり。これを小町をどりといふ。とあり。帶を襷にかくる事。愚按問答にてらし合せて見るべし。むかしの女の帶は。幅三寸(あるひは鯨ざし二寸ほど)。長六尺五寸(あるひは七尺五六寸)と一代女。ひとりごと。むかし〳〵物語等に見えたり。前の古謠に襷とする物。こゝにいふ幅三寸の帶なり。又續江戶砂子(享保二十年印本)。七月の條に。小町踊。十二三以下の小女。帶。腰帶やうのものを襷にかけ。襷とし。團太鼓とて。團のごとくなる太鼓にて。拍子をとりて諷ふ。踊にはあらず。たゞ群集てあゆみゆくなり。と見え。又中古風俗志(明和元年江戶住老人筆記)に。昔は七月六日頃より。小町踊といふ事はやりて。七八歲ころの女子。紅絹の金入などにて。卷鉢をさせ。下髮頭に造花をかざり。色〻美しき手襷をかけて。逹なる染もやうを着せ。團太鼓に房のつきたるを持せ。四五人も召仕ほどの町人の娘は。肩車に乘せ。乳母抱守等つきそひて。日傘をさゝせ。そのほか大勢娘子供。手を曳。盆々ぼんは。今日あすばかり。あしたは嫁のしほれ草。といふ歌をうたひ歩行しが(柳亭曰。延寶八年印本。俳諧江戶辨慶に。「九月盡ぬあしたは山のしほれ草。山夕。」これは暮秋の句なれど。此小歌を取たるをよく聞えたり。ふるきを思ふべし。此小歌のみ今に傳はれり)。近年いつしか止で。衣裳を改てあるく子供はなく。漸二三人連て歩行をとはなりし。夫故團太鼓。幷に鬼灯提燈。黑き箱提燈に。踊繪火消など畫たる。ちやうちん賣あるく事も止し。と見えたれば。享保中まで。小町踊の名は殘ながら。江戶にてはたゞ歌をうたひ。太皷の拍子をとるのみにて。踊事は絕しならん。ちかく奧村政信が繪本に。小町をどりの圖あり。風俗志に記すがごとく。下ヶ髮にはちまきして。腰にさゝらをさしたり。とあり。嬉遊笑覽に云く。小町をどりは。小娘のをどりなり。まちは和名抄に別屋也。又村坊也とみゆ。今町字を用れども。町はもと田間をいへり。唐の制。鄕保隣里在二城邑一曰レ坊と見えたり。后まち。采女まちなどいふもこの義なり。女の名に三條のまち。小野小町などいふ。其居所をもて呼たる也。又まちめといふは。坊間の女をいふ。されば小町は。小さきまちめといふ義。そのうへ小野小町などの。美しき意をもかれていふなり。貞德俳諧記に。「歌いづれ小町をどりや伊せをどり」。其さまかけろ古謠をみるに。小娘ども。美しく出立。手すきかけ鉢卷し。作り花を揷。小太皷を持うちはやし。輪にならびて。廻りながら歌うたふ躰なり。昔のをどり。多く輪になりてをどるなり。此太皷を。後には團扇のやうに作りて。盆太皷といへり。行風が夷曲集の序に。うらぼんになれば。をの童は。山寺の御兒縮折から。攝待の茶筅がみにゆひなし。友とちこよとて。小手招ぐ。しかも明衣の廣袖を着。をとめらは。鬢のかみの經ぬの。島田わげ。夕風の吹返しにゆひて。いさをどろといふより。手拍子とり。足どりする。十五夜の月の輪のをくにこそ。をどれと有り。打そろひて。他處に行てをどるを。かけをどりといふ。未得が狂歌に。「かけられてあふむかへしにきたるこそ。小町をどりの歌のさまなれ」。古き俳諧などに。多くみえたり。さて俳諧の書には。貞德。歌いづれ小町踊やいせをどりの發句を始め。小町踊のを。數多見えてめづらしからねば。抄出せず。考證とすべき句のみをあぐ。鷹筑波(寬永十五年撰)。「薄だみの踊り團扇か盆の月。一滴」。前に摸し出しゝ古畫。及册子ごとに。團扇を持する事見えたり。其踊團扇と太鼓とを混じて後に。團扇太鼓といふ物を製しなるべし(團扇太鼓の名。前に引用せし續江戶砂子。風俗志等にあり)。俳諧富士石(延寶七年印本)。「團太鼓かぜや調べてかけ踊」調和。團扇太鼓といふも。古く此集に出(延寶七年は。百四十餘年のむかしなり)。總て此名の見えたるは。江戶にて著しゝ册子なり。此製江戶に起る歟。今盆太鼓といふもの。則團扇太皷なり。誰が家(元祿三年印本其角撰)。前句「聖靈棚にそむく世の中」卉靑。前句「いろ〳〵の傘さしつれてかけ踊」渭橋(再板するものにかけを取と誤る)。五元集「後の月踊かけたり日傘。其角。」たれ〳〵も知りたる俳諧集なれど。日傘を用ひし證に抄出す。さて前に引用せし草紙に見えたるごとく。村にもあれ町にもあれ。他處へ行て躍るを。踊をかくるといひ。掛られたる處より。又此方へ來て踊を。かへすといふ。是は少女のみに

ヲトリ

あらず。男子にも此事あり(日本紀事に見えたるは。年浪草にくはしければこゝに載せず)。或書に曰。永祿十年七月。駿河國に風流の踊はやり。諸人是をもてあそび。八幡村より躍初。村々へをどりを懸。それを又かへす故に。後には踊數多ところになり。八月末九月まで踊る。といふとあり。是かけ踊の名の見えたる初歟(永祿は。今文政より二百五十余年の昔なり。其角がかけをどりの發句に。後の月といひしは。此書に記しゝ如く。かけつかへしつして。九月を踊の殘りしといふ意歟)。又云。或人の隨筆に。蔭戒記を引て。盆踊は古き事なるよしを記せど。かの書にさる事見えず。友人美成二水記。にて見出たりとて。抄錄をおこせたり。永正十七年七月二十二日。見二躍拍物一。今夜勸修寺張行也。當年毎夜有二此事一。近年不二見聞一事也。倚二天下靜謐之所爲一歟云々(以上見二水記)。蔭戒記を引しは。此誤なるべしと云。永正十七年は。今年まで三百五十一年になる。盆踊は最ふるき戯れなり。元和九年著醒睡笑に。「風流を他郷へかけるとあるも懸踊のことなり。正保元年著ひそめ草に。小町踊の名あり。又俳諧の書に。懸踊のをあまた見えたれど。うるさければ抄出せず。とあり。

【懸躍】踊をかけるといふとは。古くいひし事と見えたり。義殘後覺。文祿五年記たる書。朝鮮役の時。正月元日。或陣へ朝鮮人舞來る。通辭出て。年頭御禮に大將軍へ踊を懸奉ると申す。又醒睡笑に。風流を他郷へ懸る物語あり。この風流も。懸踊のことゝいへる者あるは非なり。紀事。十四日より晦日に至て。夜に入。大人小兒。街頭に躍を催し。或は又各同列して。相知處の家に至て。大に踊躍をなす。是を懸踊といふ。掛らるゝ所の家。再び踊躍を催して。これに酬ゆ。是を返しと稱す。

按するに。【盆踊】(ツクダジマ參看)は。諸國に行はるれど。地方の風俗に依りて。異なるべし。關東地方にては。多く四斗樽を敲き。笛三絃など入れ。輪になりて踊れり。これは越後の風の移りたるよしなり。

又た青青森に厭態踊といふあり。明治十四年二月の日々新聞に【厭態踊(エムブリ)】青森縣下八戸よりの報知に。二月十三日は舊曆の正月十五日に當れば。當所近在の村々より厭態踊をなして市中に出てたり。抑〻この厭ぶり踊は。六百年前甲州波木井鄕の領主波木井六郎實長(新羅三郎義光の後裔南部三郎光行の第六子)が。日蓮上人の爲に身延山十三里四方を法華經へ寄附ありし頃に始まり。後ち八戸彌六郎(波木井氏の後裔)此地に來りしより。數百年連聯たり。然るに明治七年中縣廳より此の張行を禁ぜられしに。當地の信者が六百年來遺存せし活歷史にして。百姓も喜び市中の商人が潤ひともなるべきものを。少々の不都合あればとて。差留らるゝは殘念なりとて。再願せしに。漸やく許可を得て。右に云ふ如く。今年は各村より一組づゝ八戸市中に練り出で。地主并に平生の得意先に往て踊れり。踊るものは三人にて。烏帽子を冠り。花やかに裝束て。太皷笛につれて一樣に舞ふ。其頭を藤九郎と云ふ(日蓮の弟子附佛房日得俗名藤九郎守長の子藤九郎守國これを始めし故に祖とす)。坐作進退とも。一に其頭に隨ふをなり。唱歌は農夫の種卸。種蒔。草取等の事をつられたるにて。古風なるを謂ふべくもあらず。或は云ふ。此の厭態も。其昔し甲州より來りしものにて。其ころ峽の牧より朝廷へ貢馬をたてまつりし折り。馬丁の謠ふ馬士唄の節を取りしものなりと。いかさま今の歌を聞くに。催馬樂の音節に似たるところありと云々。兎に角此の僻地の民間に。斯る古謠蹈舞の殘り居るは。また奇らしきをならずやとあり。厭態の字面いかにも古雅にて面白し。但し文字にて見る時は厭ふべき踊り態と云ふとかと思はるれど。烏帽子きて笛太鼓に囃さするとあれば。左ばかりの醜態にはあらじ。佛者の躍り始めしと云へば。或は厭離穢土などの文字を取りしか。又は閻浮離か。たゞしは他の詞を訛まれるか。其の唱歌も定めて古雅にて鎌倉時代の手ぶりを知るに足るべし云々。

【踊の技】前諸項揭ぐる所は。皆別に學習することなくして。唯衆人一整に手足を動かして踊るものにて。地方の風俗として流行する躍なれど。別に一種の舞踏術あり。亦同じく踊と稱す。元舞より出で。長唄端歌の歌謠の文句に伴ふて。坐作進退動作をなし。殆ど演劇に近きものなり。又淨瑠璃の常盤津淸元などに合はして踊るものは。髮衣裳を着けて踊ること毫も演劇に異ならず。是等は皆其の祖を役者に發したる也。【踊の師匠】其の流派に。藤間。西川。坂東。中村。水木。一山。花柳等の諸派あり。初は振附を兼ねたれど。今は女子にて踊の師匠を專門とする者の方多し。其の藝統は大日本人名辭書系圖に擧げたり。德川氏の頃。役者は大奧及び諸侯の奧向に入ることを得ざる定なりしかば。女の踊の師匠にて演劇をなす者あり。女役者とは別にて。之をお狂言師と唱へ。門弟を伴ふて奧向に出入したり。門弟中には良家の女兒もありて。彼等は祭禮の時など。踊り屋臺に登りて伎を演するを名譽とせること今日と同じ。今日踊の師匠は歌舞伎起りて以來。藤間村の勘兵衞(藤間の初祖)及び西川仙造(西川の初祖)が振付(參看)の相談役となりしに起り。且つ一方女子の之を修むるの俗となりしより。之を教授するを專業とする。即ち踊の師匠と稱するもの起れり。しかも皆な【藤間。西川兩派】の流を酌み。藝名には同姓を冒すを例

とす。こゝに【花柳】といふは今の花柳壽輔を初祖とす。壽輔もと西川仙造の門弟なりしが。破門されて自ら家をなし。花柳と稱するに至る。【カッポレ踊】今日酒間に行はるゝカッポレ踊は。凡そ四十年前に花柳壽輔が創案にて。それまでは只だ街頭の陋伎に過ぎざりしを。中村座にて芝翫。菊五郎等に踊らせしより。大流行となり。今も酒間藝妓の踊らざるものなきに至れり。

【踊に關する取締】寶永三戌年七月。おどり子之師匠比丘尼之中宿。並遊女ばいた停止達。覺。一。於町々女おどり子師匠いたし候者。今度令停止候間。其旨を存。おどり子之致指南候もの。男女に限らず。向後町中に差置間敷事。十一月四日。」諸大名御錠口老女への達。留守居役へ渡さる。近來狂言師と唱へ。歌舞伎役者の眞似致し候町方輕き女子ども諸家へ立入。如何の義相催し候由相聞え候。此度萬石以上の面々へ卑賤の者立入らせ間敷旨。改めて仰出され候趣もこれあり候折柄。御守殿御住居女中部屋々々へ右躰如何の義はこれあるまじく候へ共。向後猶又厚く相心得候樣。老女衆へ通達に及ばるべく候。御用人へも同斷の達しこれあり。此日町々の踊師匠へ。武家方へ立入申まじき旨。町奉行より急と申渡さる。」又盆踊の事は近年傳染病豫防の爲。及び風俗警察取締の爲。各府縣にて之を禁ぜしもの多し。東京にては其風盛ならざれば別に禁令を見るに至らず。猶ツクダジマの條を見るべし。

ヲハリ　尾張。古事記傳云。尾張國。名義未思得ず(萬葉十三に。小沼田之年魚。道之水乎云々。此沼字は。治の誤にて。遠波理陀あるべし。さて續紀二十九に。尾張國山田部人。小治田連藥等八人。賜二姓尾張宿禰一とあると合せて思へば。尾張を小治田とも云しか。若然らば即小治にて。田に依れる名なるべし。又神代に。伊都之尾羽張と云劒名もあれば。草薙劒に因て。此も尾羽張の約まりたる名かとも思へど。此國名は。倭建命より前にあり。又彼劒もと大蛇の尾より出たるに就て云る說もあれど。あたらず。又國形の南方へ長く。尾の張たる故の名と云もいかゞ。又此國の風土記と云物に。終の意に云ることあれど。其說さだかに聞えがたし。凡て此風土記は。やゝ後の物なり。)又兵要地誌に。尾張國は東海道の第四位にあり。北緯三十四度四十二分より三十五度二十四分。西經二度三十四分より三度四分に亘り。其疆界東は三河。西北は美濃。西南は伊勢。南は內海に至る。廣袤東西凡八里。南北凡十九里。之を劃して九郡とす。丹羽。葉栗二郡は共に最北に位して。東西に相幷ひ。山若くは河を以て美濃と界し。葉栗郡甚小。其南に中島。海東。海西の三郡相連る。中島。海東廣狹畧相均しく。海西郡特に南北に長く。西南隅に一島をなす。丹羽郡の南に相次ぐ。四郡を東春日井。西春日井。愛知及び知多と云ふ。郡域漸く南に大なり。皆其東邊は山に界し。美濃及び三河に隣す。知多郡亦南北に長く。海に突出し。半島をなす。全國の人口總て七十九萬四千三百九十(明治十四年の調査に據る)。本國の形。北に圓ふして。山河を襟帶し。南に細ふして。三面海を繞らす。而て西部は。地勢。最も平行。河渠。又縱横。普く田土を灌漑し。地肥え道坦に。東部は山巒甚高からす。其餘派岡陵となり。起伏して南海に延き。地勢稍高く。路甚險ならす。中部の地開濶瀰望。生齒最も繁多なり。全土の大勢。東北より西南に傾き。伊勢海の東北水經に屬す。之を概するに全國平原を以て稱すへし。氣候は極暑九十三度。極寒三十三度。物產の主なる者。鑛物は紫石。磨砂。動物は鯛。鰺。海參。植物は蘿蔔。蓮根。甘薯。茶。藍。製造物は木綿織。鳴海綵纈。名古屋織袴地。綿。陶器。扇。團扇。檜木細工。製造食物は酒。味噌。醬油。保命酒。忍冬酒。干濕飩。」本國古於波里と稱し。後尾張に改む。天武帝の時。小子部(チイサコベ)の連鉏鉤(サヒチ)を國守に任し。國府を中島郡に置く(今の國府宮村是なり)。之を國守の始とし。是より歷世絶えす。平治の亂に。源義朝京師に敗れ。內海(知多郡)に至り。長田忠致に依る。忠致欺き之を殺す。鎌府の初。野上刑部小亟成經を以て守護に補す。之を守護の初とす。承久の役。京軍此地及美濃を守り。東軍の敗る所となる。足利氏の初。土岐賴康。其子康行。滿貞相續き守護の事を行ふ。應永中。斯波義重代り守護に任せられ。子孫に傳へ。世々京師に在て將軍の管領となり。其臣織田氏を以て守護代となす。五世義敏同族義廉と嫡を爭ひ。義敏。越前に走る。文明の末。義廉京を去り。來つて清洲城に居る。曾孫義統に至つて。威柄下に移り。天文の末。家臣織田信友に弑せらる。信友の同族信長。兵を與して信友を誅し。義統の遺孤義銀を清洲に奉し。代て國事を管す(義銀後に信長を除かんと圖る。信長怒て之を逐ふ)。是に於て信長勢力日に熾なり。永祿三年。今川義元大擧して國境に入る。信長之を桶峽(知多郡)に襲ひ擊て之を殺す。既にして美濃を取り。治を岐阜に徙し。足利義昭を京師に納れ。京畿。內外二十餘國を併せ。足利氏に代て兵權を掌る。天正十年。京師に在つて俄に弑に遭ふ。豐臣秀吉亂を定め。諸臣と會議し。其遺地を分つ。信長の次子信雄伊勢より清洲に移り。本國を領す。信雄秀吉と絶つに及ひ。秀吉大衆を率ひて來り伐つ。織田氏の舊臣概秀吉に應す。信雄孤立し。兵又寡し。乃ち援を德川家康に乞ふ。家康大に秀吉の軍を長湫に破る。幾も無くして信雄秀吉と和す。秀吉東征の後。其封を奪ひ。之を那須(下野)に謫し。義子秀次に本國を與ふ。文祿四年。秀次罪あり自殺す。秀吉福島正

則を清洲に封す。關原の役後。家康正則を安藝に徙し。第四子忠吉を封す。忠吉卒して嗣なし。其弟義直代て封を受け。亦清洲に鎭す。慶長十五年。更に名古屋に城きて之に遷り。子孫封を襲く。忠吉の藩に就く。家康。平岩親吉に犬山(稻置)を賜ひ。之が傅とす。嗣なく封除し。成瀨正成代つて義直に傅たり。職を世〻にす。王政革新〻犬山を以て直に藩屏に列す。既にして皆縣となし。尋て稻置縣(則犬山)を廢して名古屋縣に併せ。改稱して愛知と云ふ。縣廳を名古屋(南久屋町)に置き。本國を管す。五年。額田縣を廢して其地(三河)を本縣に合し。更に尾張。三河を統治す。

ヲハリガマ 尾張窯。尾張國に於て陶器を製すること其の始詳ならず。弘仁六年。尾張の山田郡(後世山田郡を更めて春日井郡といふ)の人。造瓷器生(ザウジキシヤウ)三家(ミヤケ)人部乙麻呂(ヒトベノオトマロ)等三人瓷器を傳習して業成る。朝廷因て命して雜生に准し。出身を聽すことあり。是は嚮きに命して外邦の陶法を學はしめ。是れに至りて。成業するを以て。出身を許し。大膳職に屬するを聽すなり。降りて延喜五年。朝廷毎歲尾張國より獻ずる所の瓷器の數を定めて。大椀(タイノマリ)五合。中椀(チウノマリ)五合。小椀(數鉄)。茶椀二十口。盞五口。中擎子(チウノケイシ)十口。花盤十口。花形鹽坏十口。瓶(ミカ)十口と爲す。長治元年。尾張國に命して。猿頭硯貳拾口。瓶貳拾口を進らしめしとあり。爾來其の巧を傳へ。其の業を專にすること。猶支那の磁州。饒州(共に支那の地名陶器を出たす所なり)に於るが如し。後堀河天皇の御宇に至て。同國瀨戸の人加藤四郎左衞門景正(時人上下の字を省きて單に藤四郎と呼ふ。藤四郎の事はセトモノの條下に揭載す)といふ者あり。能く陶器を造る。而して其の子孫相續き業を世〻にす。終に俗間陶器を通稱して世登毛能といふに至れり(加藤四郎左衞門の子孫四世相繼て皆名工と稱す。各セトモノの條下揭載す)。後堀河天皇より以來開く所の窯は。瀨戸窯(古瀨戸窯より新製窯に至る)。常滑窯。御深井窯。犬山窯。豐助樂燒窯なり(興廢あり。各條下に詳にす)。其の地の工人業を傳へて今に至る。また新製磁器。尾張國瀨戸の赤津村に於て製造する所の者なり。抑〻瀨戸は陶器に於て名聲あるの地にして。古瀨戸と稱せし窯より以來。今に至りて。其の業を傳ふ而して其の製出する所の者太多し。故に本邦各地に製する所の陶器も。亦通稱して瀨戸物と呼ふに至れり。其の盛なること以て知へし。新製磁器の起らざりし已前は。瓷を造る法のみにして磁器を製することなし。故に尾張の方言に瓷器を造るを本業と唱へ。磁器をを製するを新製と云ふ。享和元年。本業の工人加藤吉左衞門の弟民吉といふ者あり。往て肥前國に在り。其の有田村の陶器工業の家の婿となり。磁器の製法を得。四年を經て再び瀨戸に歸り。具に土石を撿出して。始て磁器を製造することを得たり。爾來一村悉く磁器に從事し。其の業大に進步して今日に至る。當今著名なる陶工半助桝吉等若干人あり。就中桝吉は青花磁器の淺碟を造るに巧なり。其の大なるものは徑り五尺より六尺に至る。又九尺或は一丈の磁製の扁額を造る。本邦に於て能く巨大の碟盆を造る者此地に過る無し。其他茶碗等の諸器に至りては頗る支那の磁器に似たり。又金襴樣と稱する者あり。倶に肥前國有田の窯法を以て造るものなり(工藝志料)。

ヲミゴロモ 小忌衣。(スリコロモを見よ)

ヲムキフ 恩給。(クワムリを見よ)

ヲムジヤク 溫石。大和本草に。山東通志を引て云。掖縣より出つ。色青白を兼ぬ。潤膩玉の如し。味甘く毒なし。藥物に備ふべし。日本に溫石といふ物あり。色白くして少く青し。やはらかなり。是山東通志にしるせる溫石と同物なるべし。また貞丈雜記に云。燒石と云は。今の溫石の事也。源平盛衰記卷四十五(二位禪尼入海の條)。女院は後れ奉らしと。御燒石と御硯の箱とを。左右の御袂に箱し。御身を重くして。つゞきて海に入らせ給ひける云々(溫石といふ物。昔の眞の溫石は。自然と溫なる物也と云。その物無之故。たゞの石を燒て用る也)。今案するに。古へ溫石と稱するものは。右のことし。今は石のみにはあらで。眞綿にて製したるあり。これを溫石といふ。また懷爐と云ひて。桐灰を銅器に入れ。火をつけて懷中するあり。また寒を防ぐ具に。湯婆(タンポ)といふものあり。和漢三才圖會云。湯婆(太平保)唐音乎。以レ銅作レ之。大如レ枕而有二小口一。盛レ湯置二衾傍一。以煖二腰脚一。因得二婆之名一。竹夫人與レ此以爲二寒暑懸隔之重器一。黃山谷の詩に。小姬暖レ足臥といへる是なり。近來は銅のみならす。陶器にて製したるものあり。

ヲムセム 溫泉。溫泉は。上代より見えたり。ことに皇國は火山の多き故か。溫泉の地最多し。古史徵云。伊豫國風土記に。湯郡。大穴持命。見二悔耻一而。宿奈毘古那命。欲レ治而(治一本に活とあり)。大分速見湯。自二下樋一持渡來而。宿奈毘古那命漬而浴者。蹔間有。活起居然。詠曰。眞蹔寢哉。踐健跡處。今在二湯中石上一也云々。此文の中に見悔耻而の四字は。くさ〴〵に考たれど。予いまた其訓を思ひ得ず云々。今井似閑が萬葉緯に。准后親房記引二伊豆風土記一曰。稽二溫泉一。玄古天孫未レ降也。大巳貴尊與二少彥名命一。我秋津洲憫二民夭折一。始製二藥湯泉之術一。伊津神湯又其數而。箱根之元湯是也。非二尋常出湯一。一晝夕二度。山岸窟中火焔隆發而出。溫泉甚烈。

鈍二沸湯一。以レ桶盛レ湯浸レ身者。諸病悉治云々。温泉に浴するときは大巳貴命と少彦名命と教へしことゝ見えて。各温泉に温泉神社又は湯前神社とて右二神を祭れる多し。」古史傳に云。【大分速見】は。景行天皇紀十二年の處に。天皇幸二筑紫一。十月到二碩田國一。其地形廣大亦麗。因名二碩田一也（碩田。此云二於保岐陀一）到二速見邑一云々。碩田を國と云ひ。速見を邑と云るを思ふに。當昔は。速見は。碩田國内なりしと通ゆ。後には豐後國の郡となりて。彼國の風土記に。大分郡速見郡と出たり。さて湯は。風土記に。速見郡赤湯泉（在郡西北）。此温泉之穴在二郡西北竈門山一。其周十五許丈。湯色赤而在レ埿。用足レ塗二屋柱一。埿流二出外一。變爲二清水一。指レ東下流。因曰二赤湯泉一とあり。是なるべし（此風土記の箋釋と云物に。湯今屬二石垣莊。野田邑一。其濶十餘丈。純赤如レ朱。下レ足便爛。能熟二生物一。時見二赤魚游泳一。然此湯近歳大衰。無二舊日之觀一。竈門山屬二門庄内竈門村一。蓋及二後世一。割レ郷置レ莊。始山與レ湯異二其所一レ屬耳。湯今曰二古市川一。東流入レ海といへり）。また玖倍理湯井（在二郡西一）。此湯井在二郡西河直山東岸一。口徑丈餘。湯色黑。埿常不レ流。人竊到二井邊一。發レ聲大言。驚鳴沸騰一丈餘許。其氣熾熱。不レ可二向眤一。緣邊草木。悉皆枯萎。因曰二慍湯井一。俗語曰二玖倍理湯井一と云る井もあり（箋釋に。此湯井今屬二石垣鐵輪村一。其山多生二硫黄一。土脈甚熱。處々有二温湯一。所謂湯井小池也。濶二丈餘。深丈餘。旁有二小洞一温泉出焉。盈枯自有二定候一。將レ盈則霹靂鳴動。熱湯奮發。炎氣特甚。土俗呼曰二鬼山地獄一。河直山鐵輪山也。久倍理者。燒之俗言。猶レ言二火爾久倍留一也と云へり）。また大分郡に酒水（在二郡西一）此水之源出二郡西柏野之磐中一。指レ南下流。其色如レ酒。水味少酸焉。用療二痂癬一（謂二胗太氣一）と云る水もあり（箋釋に。酒水今呼曰二柏野川一。屬二賀來郷一。南行入二堂尻川一。療二痂癬一者。案郡西與二速見郡一接レ壤。故受二鶴見硫礬氣脈一。伏二行地中一。發二于此一。故然已と云り。博物志に。凡水源有二石硫黄一。其泉則温とも見ゆ）。しかれば。此地より出る湯を。伊豫國まで。下樋を通して流し給へるを。持渡來坐りとは語傳たるならん（下樋とは。地中を通し給ふを云なれば。謂ゆる地脈の事を云なるべし）云々。温泉は。和名抄に温泉。一云温泉。和名由とあれと。伊傳由と訓べし。泉は出水の義なるに對へて。出湯の義なり。偖また和名抄に。伊豫國温泉郡あり。風土記に云々。凡湯之貴奇。不二神世時耳一。於レ今世染二疹痾一。萬生爲レ除レ病存レ身要藥也。天皇於レ湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇與二大后八坂入姫命二一軀上爲二一度一也（景行天皇紀に。此幸行のこと。記し漏されたり）。以下帶中日子天皇與二大后息長帶姫命二一軀上爲二一度一也（仲哀天皇紀に。此事見えず。二年と云年の三月。南國を巡狩し給へる事あり。其時などの事にや。然れど。皇后を留めてと有れは別時にや）。以二上宮聖德皇子一。爲二一度一云々（此事も。推古天皇紀に見えず）。以二後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原宮御宇天皇三軀一爲二一度一。此謂二幸行五度一也とあり（齊明天皇紀に。七年正月。御船舶二于伊豫熟田津石湯行宮一とある時の事なるべし）。往昔かく天皇命たちの幸行ありしを思ふに。甚く驗有し温泉と聞えたり。さて神名式に。此郡に湯神社あり。祭神は大巳貴命。少彦名命なりと。或書ともに云り。實に然るべし云々。さて二柱神。民の病を憫みて。諸國處々に。温泉を數所出し給へるが。伊豆國の神湯と云も其數にて。此は箱根の元湯ぞと云るなり。神湯とは。神の始め給へる意は元よりにて。其湯の神〻しき義なるべし。さて伊豆國は。温泉の多かる國なれば。何の温泉のことならむと。國人に逢ふごとに。如此言ひ傳ふる湯ありやと探ねるに。今は此名を知れる人稀なるが。【熱海の温泉】を舊く然も云るよし。古老の物語なりと云人あり。是に依て。此國の事記せる書ともを集めて見るに。まつ熱海と云地は。東北の極にて。走出に湯近く。今は町屋も多く立並たるが。温泉の源は。町より西北に在て。潮の滿干に從ひ。晝夜に六度ばかり。沸騰こと甚烈く。鹽辛きこと潮に異ならず。其湯源の上に。湯宮と云社あり。町家なる湯は。此湯源より竹樋を通して引來るとぞ（林羅山先生の丙辰紀行にも。走湯より一里ばかり西に温湯あり。其名を熱海と名つけて。人の萬の病あるもの。浴すれば驗あり。先年余も人に誘はれて。湯に入はべりし。其涌ところを見るに。潮の進退によりて。岩の間より烟むし上りて。人の近づくべくもあらぬほど熱きに。熱湯涌出て流れ走るを。筧をかけて家〻とり。槽に湛へて人〻を入れけりと記されたり）云々。湯宮と云は。此の二柱神なること。言まくも更なり（熱海温湯記と云物を見れば。熱海の温泉は。往昔この海中に。温湯俄に涌出たり。是に依て彼邊の魚類。忽に爛死て。磯にうち揚ること山の如し。人更に海中に温湯ある事を知らず。爰に萬卷上人と云沙門あり。たま〳〵此所に來れるが。海に温泉あるべしとて。海人を入れて尋させけるに。果して温泉ありしかば。藥師の冥慮を仰ぎ。此温泉を里に祈よせて。諸人の爲に功德せむとて。一七日祈けるに。忽に温泉山下に涌出たり。里人奇み思ひけるに。藥師如來里人の夢に告て。病あるもの。この温泉に浴すべしと一同に告く。里人一致して即社を草創して。温湯守護神と崇め奉る。今の湯前權現是なりとて。委く此湯の功能をも記せり。功能は然る事なれど。上件の趣は。二柱神の此所に湯を出

ヲムセ

し給ひけむ。古傳の遺れるに。例の佛風の說どもを打交へて。妄說せる物と見えたり。二柱神を藥師と申せること。更に珍らしからず)。さて【箱根】は。桓武天皇紀には。筥荷とも有て。相撲と駿河との堺なるが。相撲に屬る足柄山嶺の續にて。萬葉に。足柄乃筥根飛超行鶴乃云々。未た安思我良能。波姑禰乃夜麻爾云々など。足柄のと詠たれば。古より相摸國に屬たり。箱根之元湯是也とは。箱根に。蘆湯。木賀。底倉。宮城野。溫本を始め數所にある湯の元は。伊豆國の神湯なりと云る義と通ゆ。然れば其間は隔たれど。大分速見の湯を。下樋より伊豫國に渡し坐るに準へて思へば。此も地下には幾筋も下樋を通して。神湯を渡し給へるなり。斯て此嶺に。式外なるが大社あり。祭神を書等に天忍穗耳尊とも。彥火瓊々杵尊とも。彥火々出見尊とも有れど。此國邊に。右の天皇命神たちの齋はれ給ふべき由なし(此由は。古學に明ならむ人は。自に辨へなむ)。然れば決めて大穴貴。少彥名の二柱神を祭れる社なるべし(神名式考證に。田方郡楊原神社を。今曰二伊豆權現一云々とあり。此は何に依て云るか。能く考ふべし。さて筥根山緣起といふ物に。相州西富郡足柄。有二勝絕仙窟一。孝昭天皇萿代之始。聖占仙人。漸排二駒形屛一。而爲二神仙宮一。岳左有二並肩嶺一。長生妙術之靈藥篭レ之。祿山者異二其名一。而同二其跡一。元正天皇養老年中。洛邑有二沙彌一。稱二萬卷上人一。巡二行諸州靈窟一。祿山練レ行。一夕有二靈夢一。三翟各告云。我等斯山之舊主也。萬卷夢醒矣。靈瑞遠達二天聽一。即爲二勅願一。造二梵宮一。奉崇三三容於一社一。號二箱根三所權現一。主賓有二五尊一。駒形。能善左レ之右レ之昔日有二神仙一。閱二彼靈地一。而栽二谷神妙藥一。自爾此來。奇花異草谷。良醫雖レ有二其證一。人以未レ識耳。岳是駒形應化之權扉也。又能善者自二熊野山一。詣二彼山一挽而留レ之。駒形恣二神力一。令レ蒙二驗德一。傾二醫王寶瓶一。而與二如意良藥一矣。能善現二威光一。助二其力一矣とあるが。醫事に由緖あるを思ふべし。但し此緣起は。建久二年に。南都興福寺の信救と云る僧の書る書物にて。例の佛風を附會したる。いと長き說あれど。今は古傳に本づきて書るならむと思ふ限の。此に要ある處のみを甚く切めて引出たるなり。萬卷かこと。神社考また詳節には。滿月とあり。熱海湯をも此僧の開たりと云ひ。また箱根緣起に。天平勝寶元年。詣二常州鹿島靈社一。建二神宮寺一と見え。此事鹿島社例傳記にも。委く見たれば。東國を巡行つゝ。人を惑はし。處々の靈山靈社を。佛法風に引こめて。種々妄說を作り遺せる妖僧にぞありける)。さて上に引たる伊豆風土記に。走湯者不レ然。養老年中開基とあるは。箱根山なる湯どもは。伊豆國の神湯を元湯にして。此二柱神の始給へるなれど。走湯は。此二神の始給へる湯には非ず。元正天皇の養老年中に開基たる湯ぞと云るなり(行嚢抄に。舊記云。仁明天皇承和二年。豆州溫泉出。謂二之走湯一と云へれど。其舊記の名も知られず。然れば風土記に。養老年中と云るに依るべし。箱根の湯をも。養老中に萬卷上人が開けるよし。彼山の緣起に見え。熱海の湯も。彼僧か開ける由なれば。此も彼が開けるならむも。亦知へからず)。こは伊豆山とも。走湯山とも云山にて。熱海の北に當りて。共に伊豆國加茂郡なり。箱根よりは南の山なるが。海にさし出て山中に湯あり。謂ゆる走湯是なり。此山に坐す神を走湯神と申す(鎌倉右大臣の歌に「伊豆の國山の南に出る湯の。早きは神のしるしなりけり」。「走湯の神とはむべも云けらし。早きしるしの有ればなりけり」。「和たつみの中に向ひて出る湯の。伊豆の御山とむべも云けり」。羅山先生の丙辰紀行に。走湯山とは。伊豆山のことに侍る。此に坐ます神をば。走湯權現と申す。むかし鎌倉右大將。伊豆箱根を信じ。常に頻繁の禮をいたし給ふ。二所參詣といへるは此なり。此所に出湯あり。石走る瀧の如し。走湯の名も。溫湯によりての故にやとあり)。伊豆山緣起といふ物に。本宮は天忍穗耳尊にて。相殿の左右に。天兒屋命。天太玉命を祭る。此高根は高天原より始めて天降坐る地なり(當山所レ傳如レ此。神社考。諸社一覽等之諸書所レ記。謬誤頗多矣)孝昭天皇四十二年に。彥火瓊々杵尊。湯泉の中より光を放ちて顯はれ給ひ。花香初木姬に託し給ふ。と緣起六卷に記して神祕とす。と有り。古傳の存れる物と見えたり(但しこは全書の。此に要とある所々を摭ひ切めて記せり。抑この緣起は。近き頃記せりと見ゆるが。大概は古緣起に據たれと。また彼と異なる信々しき說ともあり。古緣起とは。走湯山緣起と云書にて。元本は六卷なるが。世に傳はるは五卷までなり。群書類從にも收たり。弘仁延喜の頃より次々に記せるよし奧書ありて。古書なれど。佛風なる妄說多くて。大概は信られぬ書なり。其はまづ應神天皇の二年四月に。相摸國唐濱といふ地に。徑三尺餘なる圓き靈鏡現はれて。光を放ち。或は高峰に飛登り。或は海中に入る。仁德天皇の二十七年八月に。此靈鏡光明を放ちて。禁闕を照せり。勅使を遣して尋ねしめ給へは。勅使老巫を雇ひて。神託を請けるに。吾是異域神人也。昔西天之月蓋。依二釋迦文佛勅一。奉レ鑄二如來眞像一。吾胤尊重二此金像一。故下レ自二高天原一。住二月氏之境一。爰如來化緣已盡。催二東漸之幸一。我隨レ此亦東向。棲二宿三韓國一。爰神后討二三韓一之時誘云。自レ今以後神達二千本朝一。所二皈依一之金像。可レ迎二我朝一。我聞二神后誘一。承諾。出二本國一降二臨倭朝一。と神託ありける由見えたり。此はこゝに要ある所のみを。引切めて記せるが。此說は後に。欽明天皇の御世に。百濟國より佛像を渡せる事を附會して。其佛像を

尊重する故に。高天原より天竺國に下れるが。其像韓國へ渡れる故に。また韓國に渡り棲るほど。神功皇后韓を討て。我を本朝に誘ひ。我が尊ぶ佛像を。我朝に迎ふべしと約れる故に。降臨せりと。佛像の渡ざる先に。かく神託有しと妄說を作り。餘さへに。異域神なりと云るなど。凡て佛好みせる中世人の。此國の神を。皆本は佛國の物にせむとする。例の妄事なり。されど自ニ高天原一と云るは。然すがに此處の神は。天忍穗耳尊にて。高天原より降坐り。と云傳の有る故に。其の事をも少かとり入れて。かくは作れる物と見えたり。斯て世に傳はる。一より五卷までに。天忍穗耳尊と云ることは。一所もなし。六卷は殊に秘して。山外に出さぬ由なるは。然る古傳をも記し傳へたる故に。其をしなめ隱すとあらむも知べからず。上に擧たる伊豆山緣起に。六卷に記して神祕とす。と云るをも思ひ合すべし）然るは。天忍穗耳尊の。此嶺に天降坐りと云こと。古書に見えず。此は高天原に。神留坐す神なるに。かゝる傳の有ことを。不審み思ふも有べけれど。此は天照大御神の。日嗣の御子に御坐して。大御神の詔命に依て。此國を治看さむと。天降坐るか。國の狀を臨睨まして。甚く喧ける國なりと詔ひて。還上まして。其由を白し。國平竟て後に。其御子彥火瓊々杵尊を降し給へり。然ればこの國形臨睨ませる時に。此嶺に天降坐る事のありて。其傳の遺れるにやと所念ゆるなり（正しき古書に見ざる事を。傍の書に記し傳へ。或はかつて書には見ざる事を。所の古老の語たるにも。信に正しき說はいか程もあり）。また彥火瓊々杵尊の。湯泉の中より。顯はれ給へりと云は。信がたき說なれど。伊豆風土記に。日金嶽祭ニ瓊々杵尊荒御魂一云々（此云々は。奧野神獵。年々國別役也。構ニ八枚幣坐一。出ニ納狩具行裝一之次第。有ニ圖記一。推古天皇御宇。伊豆。甲斐兩國之間。聖德太子御領多。自レ此獵鞍停止。八枚別所。往古獵鞍之司祭神。號ニ幣坐神坐一。其舊法斷久也。夏野獵鞍者。伊藤。奧野。每年撰ニ鹿棚射手一。とあるを切めたるなり。此に然しも要なければなり）と有れば。此神も。此所に由有けむとは知られたり。日金嶽は。走湯山と嶺つゞきて。舊名は久地良山と云へるよし。走湯山緣起に見えたり（但し此嶺に就ても。種々云る說とも有れど。總て信がたき說なれば記さず。神社考詳節。走湯の所に。俗說伊豆權現者。彥火瓊々杵尊也とあるは。日金神と走湯神と。混に誤れるなり。伊豆山緣起にも。互に混ひたる說ども有り。また北條盛衰記にも。彥火瓊々杵尊を。やがて走湯神として。高麗國より相摸國那賀郡の山中に降り給へる故に。其所を高麗寺といひて。趾を殘せりと云るは。箱根山緣起に。神功皇后討ニ三韓一後。有ニ武內大臣一奏云。奉レ請ニ異朝大神一而。令レ祈ニ願天下長安寧一矣。卽迁レ奉ニ百濟明神日州一。奉レ迁ニ新羅明神于江州一。奉レ移ニ高麗大神和光于相州大磯豋峯一。因名ニ高麗寺一と云る妄說を。再傳へ誤れる說なり。また藻鹽草と云歌書に。日本紀竟宴歌に。藤原傳文の王辰爾を得て。「世中に君無りせば鳥羽に。かける言葉はなほ消なまし」。と詠る歌を擧て。敏達天皇の御時。異國より鳥羽にかける狀を渡せるを。讀む人無りけるに。王辰爾と云人。甑にて蒸して巾の絹に寫しとりて讀たりければ。御門國を望み申せと仰せけるに。伊豆國を望みて下されけり。今の伊豆權現是なりと有り。此は敏達天皇紀。元年五月の處に見えたる事なるが。高麗國より上れる表なり。然れと國を望み申せと詔ひて。伊豆國を賜へりと云ことは。古書にかつて見えず。此は古緣起に。高麗國靈光王。獻ニ鳥羽之文一。儒者不ニ明了一。以ニ宣使一祈ニ權現一。權現變ニ人躰一兮讀レ之といへる妄說を。また誤り傳たる說なるへし。應神天皇紀。五年十月の下に。科ニ伊豆國一。令レ造レ船長十丈。船既成之。誠浮ニ于海一。便輕泛疾行如レ馳。故名ニ其船一曰ニ枯野一と有を。伊豆風土記に引て。此舟木者。日金山麓。奧野之楠也。是本朝造ニ大船一始也と見え。和名抄に。田方郡に狩野と見え。延喜式に。輕野とある處にて。東鑑に狩野庄と見え。此を伊豆志に。枯野の船木の出たる處なりと云ひ。欽明天皇紀に。十四年七月の處。以ニ王辰爾一爲ニ船長一。因賜レ姓爲ニ船史一。今船連之先也。とあるなどを思ひよせて。種々考へたれと。此人の伊豆國に由あることは。更に見えず）。偖また走湯山緣起に。當山の地主神の事を記して。根元地主有ニ二神一。一者白道明神。其體男形也。二者早追權現。其體女形也と云ひ。また地主白道明神也。世人號ニ來大明神一是也とも有は。いと古く此山を宇須波伎坐る神なりと聞ゆ（然れど。來大明神といふ義を云る說に。稱德天皇の御代に。天皇の道鏡を寵幸ひ給ふことを。走湯神の怒りて。高麗國に移り給へるを。地主神わたり往て。誘ひ來れる故に來明神と云る說は信られず。但し早追神と云は。其御妻神なる由云るは。然も有へく思はるゝ說なり）。此神を伊豆山緣起に。地主白道明神は。五十猛神なり。世人來宮明神と稱す。今熱海鄕之鎭守是なり。一曰木宮。又曰紀伊宮。乃素盞嗚尊御子也。とある是信の說なり。其は神名式に。加茂郡に杉桙別命神社とある社は。今も田中村といふに在て。此は五十猛神を祭れる社なるが。木宮大明神と申せり。然るは紀伊國に坐す神なるを。此國に移し奉れる故に。かく稱せり。然れば。走湯はもと此神の始給ひけむ故に。上古より此に鎭坐しけむが。後に天忍穗耳命の。此嶺に天降坐ること有しと云傳に依て。走湯神と齊ひ祭り。また養老年中に。此の湯に浴ることを始つるなるべし。（是を以て風土記に。此山の湯を。大汝。少彥名神には。係ざる

ヲムセ

なり。甚精しき傳なりけり。）なほ因に。湯泉のをに就て。此段の二柱神を祭れる社を言はゞ。まづ攝津國有馬郡にも溫泉ありて。上代の天皇たちも。御幸ありしを。國史に數見えたり。神名式に。此郡に湯泉神社（大。月次。新嘗）。また有間などあるは。共に此二柱神を祭れりとぞ（湯泉神社のことは。親長記に。湯山明神。三輪明神なりと云。千載集に。【有間の湯】に忍びて御幸有けるに湯の明神をば。三輪明神となむ申すと聞て。「めづらしく御幸を三輪の神ならば。しるし有馬の出湯なるべし。」と見ゆ。今も湯山町と云に在て。神界に溫泉あり。色葉字類抄に。溫泉三和社。舊記云。大神溫泉鹿舌也。崇神天皇御宇之時七年。始被レ定二置神戸一云々。など見え。有間神社は。熊野三輪鹿舌の三座にて。鹿舌神とは。少彥名命なり。今は香下村なる。鹿舌山といふに在て。鹿舌明神と申す。と諸書に云ひ。攝津志には。在二中村屬邑西尾一。今稱二山王一。近隣七村所レ祭。村民平日忌レ穢婦人產期。出就二水涯一分娩。未三嘗有二產死者一といへり。何れか是なることを知らず。【伊香保】上野國群馬郡に伊加保神社（名神。大）とある社の祭神も。今は湯前大明神といへども。少毘古那神なりとぞ。一說には元湯彥友命。又名彥由支命と申すと。此社のことに記せる物に見えたり。元湯彥友命。彥由支命といふ神名。古書に未だ見當らず。決めて少彥名命の亦名なるべく所念ゆ（此社のこと。國史に承和元年九月辛未。以二上野國群馬郡伊賀保社一。預二名神一。同六年六月甲申。奉レ授二上野國無位御賀保神從五位下一。貞觀五年十月七日。上野國正六位上若伊賀保神從五位下。同十一年十二月廿五日。正五位下伊賀保神正五位上。同十八年四月十日。授二正五位上伊賀保神從四位下一。元慶四年五月廿五日。授二伊賀保神從四位上一。同年十月十四日。授二正五位下伊賀保神正五位上一抔見ゆ。但し此十月十四日なる正五位は。正四位の誤なるべし）。此所に謂ゆる伊賀保の溫泉あり。また此社に竝びて。榛名神社とある社は。今榛名山といふ山に在て。俗に滿行宮大權現と云。此神も元湯彥命なりと社說なり。（一說に。中に伊弉諾。伊弉冉尊。左右は國常立尊。大巳貴命と云は信しがたし。或說に。式に椿字をかけるは。榛の誤なりと云るは。然る說なり）さて萬葉十四卷。上野歌に。伊香余呂能。蘇比乃波里波良。と詠るが二首あり（伊香保呂とは。伊香保山なり。呂は詞の助なり。蘇比乃波里波良は。傍の榛原なり。榛名山の地名に由ありとおぼゆ）。また可美都氣努。伊可保乃奴麻爾云々。と詠るもあり。此沼は。伊加保山の半上に在て。周三里許なるが。沼の三方に山ども立竝び。一方は開けて野なり。今は榛名の御手洗といふ。仙覺抄に。伊香保乃沼は。請雨の使たつ所なりと有り。今も此御手洗の水を借りて。雨祈するに必祥ありとぞ（御手洗の水を借るに。此山の神奴に云へば。神にまをし竹筒に入れて取らするを。幾ほど遠き祈なりとも。途に宿ること。休らふこと叶はず。もし途に滯るときは。其所に雨降て。雨を乞ふ所に驗なし。故休まず歸りて。雨を欲き地のかぎり。其竹筒を持廻りて。また本へ返す。然すれば。決めて雨降らずと云ことなしとぞ。なほ此山を詠る歌。萬葉十四卷に數見え。古今集長歌にも。いかほの沼の。いかにして。思ふ心を云々。などあり。さて國史に見ゆる【溫泉行幸】のあらましを擧げば。日本紀舒明天皇三年秋九月丁巳朔乙亥。幸二于攝津國有間溫湯一。冬十二月丙戌朔戊戌。天皇至レ自二溫湯一。同十年冬十月幸二有間溫湯宮一。同十一年春正月乙巳朔壬子。車駕還レ自二溫湯一。日本紀集解云。釋曰。攝津國風土記曰。有馬郡有二鹽原山一。此邊有二鹽湯一。因以爲レ名。延喜式神名曰。攝津國有馬郡有間神社。溫泉神社。攝津志曰。有馬郡溫泉湯。槽深三尺有餘。廣二丈許。長可四丈。上構二浴室一。中二分室內一。曰二一湯一曰二二湯一。相傳此泉性溫和。帶二辰砂之氣一。所三以冠二于天下溫湯一也。また舒明天皇十一年十二月己巳朔壬午。幸二于伊豫湯宮一。夏四月丁卯朔壬午。天皇至レ自二伊豫一。孝德天皇大化三年冬十月甲寅朔甲子。天皇幸二有間溫湯一。左右大臣群卿太夫從焉。十二月晦天皇還レ自二溫湯一。而停二武庫行宮一。齊明天皇四年冬十月庚戌朔甲子。幸二紀溫湯一。同五年春正月己卯朔辛巳天皇至レ自二紀溫湯一。谷川士淸曰。紀伊國牟婁郡熊野。有二溫泉一。今曰二湯峰一。曰二溫川一。南紀名勝志云。牟婁郡湯崎村。白良濱中。有二溫泉數個所一。皇居趾在二村西三町許一。當時頓宮所レ在也。續日本紀文武天皇大寶元年冬十月丁未。車駕至二武漏溫泉一。嬉遊笑覽云。萬葉集（十四）。あしかりの土肥のかふちに出る湯の云々。足柄の下郡云々。今湯河原なるべしとなり。詞花集（雜）。ありまの湯にまかりけるによめる。宇治前太政大臣。いさやまたつゝきもしらぬ高ねにて。云々。後拾遺集（夏）四月ばかり有馬の湯よりかへり侍りて。ほとゝぎすをなむ聞つると。人のいひおこせ侍りければ。大中臣能宣朝臣。聞すてゝ君がきにけん時鳥云々。千載集（神祇）。ありまの湯にしのびて御幸ありける供奉に侍りけるに。湯明神を三輪の明神となむ申侍ると聞て。書付侍る。按察使資賢。「めづらしく御幸を三輪の神ならば。しるし有馬の出湯なるべし。」輶軒小錄。枕草紙に湯は七くりのゆは。有馬の湯。たまつくりのゆと云々。ありまのゆ。天下にあらはる。玉造の湯。何れにあるをを知らず。七くりのゆは。伊勢榊原と云所にあり。今に至りて人々湯治のために徃もの多し。津の領內と聞ゆ。【伊豫道後溫湯】の事は。愛媛乃面影に云。溫泉。道後山の麓にあり。徃古は熟田津石湯といひけるを。いつの頃より。道後の溫泉と云。此道後と云事は。平家

物語。源平盛衰記等に。道前道後の境なる高繩山とありて。。山西をすべて道後といひけんを。松山といふ山下の名におほはれて。今は温泉の邊の名とのみなりぬ。此温泉は。神代より始りて。代々の帝王。行幸せさせ玉し事度々なり。功驗他の温泉にまされば。浴する人千里を遠しとせずして、此所につどへり。昔は幾所にも湧出て。其所〳〵に湯桁といふ物を架して。浴たりと見えて。六花集に。「伊豫の湯の湯桁の數は左やつ。みぎはこゝのつ中は十六」。新葉集に。「神さぶるいよのゆげたのそれならで。わが老らくの數もしられず」。源氏物語。空蟬の卷に。いで〳〵およびをかゞめて。十。はた。みそ。よそなと。かぞふる。伊豫の湯桁もたど〳〵しかるまじう見ゆ。などあるをおもへば。かならず一所にはあらさりけむ(𛂞道云。催馬樂歌に。以與乃由乃。由个多波伊久川。伊佐之艮須也。云々とあるによりていへるなり。こは河海抄に出たり。按今も諏訪の温泉などは。驛中所々湧出て。旅人の宿には別に湯をたつる事なし。こもその類ひなるべし)。されど今は一棟にて上中下の三等に分て。三所の湯の流おつる所を。一處に湛たり。少將定行朝臣の建立しり。又養生湯とぞ。釋日本紀曰。伊豫風土記云。湯郡大穴持命見悔耻而云々(前に出つ)。玉ひし也とぞ。俚諺集云。景行天皇の行在所は。今の明王院北の岡山也。仲哀天皇の行在所は。今の八幡宮の麓也。聖德太子行啓所は。八幡宮の西の麓也。舒明天皇の行在所は。湯より八町西北の山麓也。齊明天皇。天智天皇。天武天皇三帝の行在は。橘村也。」古事記下卷曰。故其輕太子者。流二於伊余湯一也。案湯字疑は衍ならん歟。輕太子を流しは。宇摩郡にその跡とて。今も殘れはなり。日本書紀舒明卷曰。十一年十二月幸二于伊豫温湯宮一。同十二年四月。天皇至レ自二伊豫一。便居二廐坂宮一。扶桑略記四卷曰。舒明天皇十一年十二月。幸二於伊豫温湯宮一。時大風雨。同村上帝天曆七年三月二十日己亥。權少僧都明珍。申二給官符一。向二伊豫國温泉一治レ病。日本書紀齊明卷曰。七年正月庚戌。御船泊二于伊豫熱田津石湯行宮一(熱田津此云二爾枳陀豆一)。萬葉集三卷。山部宿禰赤人至二伊豫温泉一作歌一首。竝短歌。皇祖神之神乃御言乃敷座國之盡。湯者霜左波爾雖在。島山之宜國。跡極此疑伊豫能。高嶺乃射狹庭乃岡爾立之而歌思辭思爲師三湯之上樹村乎見者。臣木毛生續爾家里。鳴鳥之音毛不更遡代爾神左備將往行幸處。反歌。百式紀乃大宮人乃飽田津爾。船乘將爲。年之不知久(大成云。伊豫の高嶺の射狹庭の岡とよめる。いと心得がたし。和田某なるにかの高根と。いま庭の岡とは。程遠く隔たるものをと。温泉郡の玉井某。どいへり。已もいぶかしく思ひしを。熟思に。こゝはたゞ打見たるさまをよめるにて。島山のよろしき國とて。伊豫の高嶺を遙に見放。又近き彼岡を見やりたる意ならん歟。古歌に唯見やりたるさまを。かくよめるものこれかれあれば。此もそのたぐひなるべし)日本書紀。天武卷曰。十三年冬十月。大地震時。伊豫温泉沒而不レ出。俚諺集云。慶長十九年十月二十五日。大地震。湯沒して出ず。其後湯神社前に。神樂を奏し祈て。湯湧出る事舊の如し。貞享二年十二月十日。大地震。泥湯湧出。徒に清湯と成。寶永四年十月四日。讃州大地震。温泉沒して不出。依て湯神社に於て神樂を奏し。社造補あり。玉垣おし渡し。米鳥居建立。道後町中より。千本の神木を御山の麓に植。玉石に假殿を營み。奉幣祈念怠事なし。翌年正月二十九日。凡百四十五日を經て涌出。四月朔日より舊の如く。浴する事を得たり。是より靈泉いよ〳〵新に。妙驗古に倍しけり。又安政元年十一月五日。申中刻過。大地震。温泉沒して不出。例に依て湯神社に神樂を奏して祈念す。翌年正月末より涌始て。二月末よりぬる湯となり。三月末に至て再舊の如し。慶長十九年より安政元年迄二百四十一年。寬文二年より同百九十三年。貞享二年より同百七十年。寶永四年より同百四十八年。さて道後温泉の碑の事も。同書にいへり。これは碑(イシブミ)の部に載す。

【温泉宿】宿屋は總て神佛の參詣者を宿するより始りて。初めは社寺中に宿らしめしを。後に別當の家などに宿らしめ。其が轉じて神官僧侶と宿屋と分業になりしもの多し。温泉は多く神佛の靈驗によりて湧出てたることを口碑とする者多く。其の邊に必す神佛あり。其の神職僧侶の家に宿して療浴する事の發達して。温泉宿となれるもの多し。有馬の温泉宿に何坊と云ふ者多く。伊香保の温泉宿には何太夫と云へる者多し。是温泉寺の僧侶又は榛名神社の爾宜の家たりし證なり。

【湯女】ユナと訓ず。各所の温泉宿に此の者ありしも。後世亡びて無き温泉多く。又江戸にて元祿頃通常の湯屋にも湯女ありしが。是は賣女の一種なりき。今あるは有馬の温泉のみにて。高尙なる者と云へり。明治三十四年柳塢亭寅彥の有馬紀行中に云く。池の坊の通り名をお松と言へば。兵衛はおみやと呼び。二階坊はお藤といふなり(有馬お藤は元素麵屋の通り名なりしが。此家故あつて二階坊に合併せり。爾來お藤の名は二階坊のものとなりたりとぞ)。其他種々の名はあれども。湯女を置く程の宿屋は。彼の十二坊を加へて都合二十軒に限るものにて。他の旅舍には左る事なし。此湯女に格式あるも大いに所以のある事にて。仁西上人温泉を再興し。坊舍設置と同時に。斯る女をも置きたる譯ゆゑ。昔しは服裝等も平人の如くならず。白練の衣に紅ゐの干しほの袴ふみくゝみ。齒を涅め。黛を描き。月卿雲客のこ

ヽに浴みし給ふ時。傍近く侍りて萬づの事を取りまかなふを。其身の勤めとは爲しつるなり。左れば湯女を拜命するには。他國他鄕の出身にては決してかなはず。此地の者に限るといふ掟迄も設けられ。豐公時代には二十人の湯女と。燈明坊主といふものに。四十三石二斗の扶持米を賜りしが。德川將軍家光の時之を廢され。格式も直ちに下りて。唯前帶を結ぶ事のみ。普通の人と相違して。僅かに湯女の面目を保ちぬ。夫さへ維新後は自づと廢れて。只の女中風となりたれど。一年に一度だけは前帶にする式日あり。春の初め則ち一月二日の朝は。藥師如來の初湯とて。先溫泉寺の本尊を沐浴させ奉つり。夫より人々の入浴を許す事。昔しよりの法則なれば今も尙等閑に附せず。いでや初湯といふ時には。湯女一同前帶にて湯槽の四方に立列び。「枝も榮ゆる若みどり」と拍子揃へて謳ふ聲は。春まだ淺きに黄鳥の愛宕山の門出てゝ囀りかはすに異らず。斯くて末の一句に移り。「落葉山こそ名所なれ」と謳ひ納むると諸共に。初湯の式を畢るを以て吉例とす云々と見えたり。

【鑛泉分類法】日本鑛泉誌に云く。輓近通常鑛泉の主成分を記載し。以て其種類の何たるを。一目の下に詳にする類別法を稱用せり。故に鑛泉分析は。各邦皆精密なる定性及定量試驗法を用ひて。其中に發見したる有力成分に就きて。分類命名す。因て一類內の鑛泉は。盡く同一の通性を有するの外。各泉又特別の副成分に屬する特異の性能を有すへしと雖も。其主成分の大別に至りては。即六七種若くは九種に過きす。例之單純泉。食鹽泉。苦鹽芒硝泉。硫黄泉。炭酸泉。及鐵泉の六種となし。或は鐵泉。硫黄泉。炭酸泉。鹽類泉。沃土蒲魯謨泉。及格魯兒利質亞泉六種と爲し。或は亞兒加里泉。苦味泉。食鹽泉。土類泉。單純泉。及硫黄泉の七種となし。或單純泉。炭酸泉。亞兒加里泉。苦鹽泉。食鹽泉。海水。鐵泉。硫黄泉。土類泉の九種となし。或は又含炭酸泉。及無含炭酸泉の二種に大別し。更に之を數種に少別する等の如き。各國鑛泉の性狀と。各識者の所見とに從ひ。頗る差異あるを以て。一定の規則なしと雖も。各國鑛泉種類の主成分を標準として。化學試驗法に依りて。其種類の何たるを瞭然たらしむ可き名稱を附するは。最有益の法なりとす。然るに本邦の鑛泉は。之を歐米諸國に比すれは。多量の遊離性鑛物酸を含有する極めて多し(其主成分と爲りて存す)。故に今歐米諸國の鑛泉類別法を以て直に之を我邦に襲用するは。啻に穩當ならさるのみならす。却て其實を失ふに似たり。因りて衞生局試驗所。及晢司藥場に於て試驗したる成績に從ひ。歐米諸國の類別中に在りて。未た曾て見さる所の特異なる酸性泉の一類を設け。以て全國の鑛泉を左の五種に分類す。

(甲)單純泉(又溫和泉) 此鑛泉は多少高溫を有する尋常の水にして。硫化水素瓦斯。炭酸瓦斯。或は他の瓦斯をも含有すること無く。只僅微の鹽類を溶解する者を云ふ。例へは千分中大約〇、五分以下の鹽類を含むの類なり(單純泉の區別に於て。單に鹽類總量〇、五內外の區別に據るは。適確ならさるに似たれとも。他に特徵なきときは。且く之に準據せさるを得す)。

(乙)酸性泉(又酸性硫泉) 此鑛泉は多量の遊離硫酸。鹽酸。亞硫酸。綠礬。硼酸等を含み。特異の酸性を有する者を云ふ。下の各項に揭くる者皆之に屬す。(其一)主として遊離硫酸。或は遊離亞硫酸。或は鹽酸を含み。多量の瓦斯を含めると無き尋常酸性泉。(其二)游離酸の他。更に多量の綠礬。或は酸礬土を含める酸性收斂綠礬泉。

(丙)炭酸泉 此泉は多量の炭酸を含み。之を振蕩すれは甚しく氣球を生する者を云ふ。下の各項に揭くる者皆之に屬す。(其一)主として多量の游離炭酸を含み。而して固形鹽類を有すると却て僅少なる單純炭酸鹽泉。但此泉は弱酸性反應を常とすれとも。煮沸の後は中性反應を現す者とす。(其二)多量の炭酸を含むの外。更に多量の重炭酸加爾基を含み。其表面に白色の涇渣。即ち炭酸加爾基の皮膜を生する。加爾基炭酸泉(又皮膜泉)。(其三)多量の游離炭酸を含むの外。更に多量の炭酸那篤僧母。重炭酸那篤僧母を含み。其反應亞兒加里性にして。煮沸の後は殊に至强の亞兒加里反應を現せる亞兒加里泉(又亞兒加里性炭酸泉)。(其四)尋常の亞兒加里泉の如く。多量の炭酸及炭酸那篤僧母を含み。加ふるに多量の食鹽を有して鹹味を帶へる。食鹽亞兒加里泉(又食鹽亞兒加里性炭酸泉)。(其五)多量の炭酸と重炭酸鐵とを含有し。其水面に抱水酸化鐵の茶褐色皮膜を生し。之を煮煎すれは。多量に不溶解の抱水酸化鐵を得へき含鐵炭酸泉(又鋼鐵泉)。

(丁)鹽類泉 此鑛泉は總て多量の鹽類。例へは食鹽。硫酸那篤僧母(芒硝)。硫酸麻倔涅叟母(瀉利鹽)等を含み。而して多量に硫化水素或は炭酸を有せさる者を云ふ。下の各項に揭くる者皆之に屬す。(其一)反應中性にして鹹味及苦味なく。適宜の鹽類(凡千分の〇、五以上に至る)を含める弱鹽類泉。(其二)亞兒加里性食鹽泉に均しく。亞兒加里反應を呈し。煮沸の後は殊に强くして。多少刺戟性の鹹味を帶へる亞兒加里性鹽泉。(其三)他の鹽類の外。多量の硫酸那篤僧母(芒硝)を含有して。瀉下の効ある芒硝泉。(其四)他の鹽類の外。多量の硫酸麻倔涅叟母(瀉利鹽)を含みて苦味ある者。即ち苦味泉。(其五)他の鹽類の外。多量の硫酸加

爾其卽ち石膏を含み。之か爲其性硬にして。洗滌の用に供する可からさる石膏泉。(又義布私性鹽類泉)。(其六)他の鹽類の外。多量の食鹽を有し。之か爲に鹹味を帶へる食鹽泉。(其七)食鹽の外。沃度或は臭素(沸誉談)の痕跡著明なる沃度。或は臭素泉。但此泉は食鹽泉に附屬すへき者とす。

(戊)硫黃泉　此鑛泉は臭氣ありて多量の硫化水素を含み。或は亞兒加里性硫化金屬を含む者を云ふ。下の各項に揭くる者皆之に屬す。(其一)多量の硫化水素瓦斯を含み。而して鹽類を溶解すること僅少(千分の〇、二以下)なる單純硫黃泉。(其二)多量の硫化水素を含み。併せて多量の鹽類(千分の一以上)を含める鹽類性硫黃泉。(其三)多量の硫化水素を含み。且多量の炭酸那篤僧母。或は重炭酸那篤僧母を含める亞兒加里性硫黃泉。

【鑛泉の効用】日本鑛泉誌に云く。凡鑛泉は。之を内服外浴の兩用に供して。血液を稀釋清潔にし。諸分泌排泄の機能を促して。病毒を驅逐し。皮膚及内臟の循環を催進するの効あり。故に鑛泉は總て諸般の慢性病にして。器質の病變。血液の變調甚しからさる者にのみ施用して可なり。例之皮膚病。腺病。肺病。惡性潰瘍。四肢關節痿痺。慢性痛風。慢性僂麻質私。梅毒。腰痛。胃病。肝臟病。腎臟病。神經痛。腸の慢性諸病。劇症后の衰弱。或は痲痺。子宮系の機能變常に原因する歇私的里。及依卜昆垤里等の如き慢性病是なり。之に反して結核病。癌腫。貴要内臟の脂肪變性。動脈瘤。心臟病の如き重病患者には適せさる者とす。殊に腦。呼吸系。腸。胃等に出血の恐ある者。及急性諸患には大に害あり。

鑛泉中に含有する各成分の醫治効用を論するには。單に藥物學上の効用及分類法を以てし難し。且其生理的効用に就きても。亦甚だ複雜なりと雖も。溫度作用。電氣作用(泉水と人躰と相觸るゝの際。其溫度の差異より僅微の電氣を發生するものなり)。壓迫作用(身躰に加ふる水壓)。及含有物の化學的作用の外に出てす。但此理學的の作用は。各泉普通の者なりと雖も。含有成分の作用に至りては。則各泉相異なる者なりとす。而して其溫度。電氣及壓迫等は。皆其作用を躰溫。循環。呼吸。神經系及新陳代謝の機能等に致せる者なり。故に鑛泉療治を施すの際。新陳代謝機能の旺盛なるに由り。患者の外貌及躰重に變化を呈し。且患者自其强壯なるを覺ゆるに至るは。衆人の能く知れる所なり。然りと雖屢論したるか如く。此奏効の原因は。獨り泉水の內外用のみに非して。氣候。生活法。攝生等の轉換より來れる者居多たるは。亦疑を容れさる所なり。」以上分類せる五種の鑛泉に就き。醫治効用の概略を示すこと左の如し(外浴内服を兼用する時。或は之れを各別に用ふる時)。

(第一)單純溫泉　單純溫泉は含有せる成分乏少なるか故に。其生理的作用及醫治効用に至りては。殆んと尋常溫湯に異ならす。故に其用法宜しきを得されは。唯身躰を清潔にするの攝生法に止まるのみにして。敢て療病の効あるを見す。然れとも鑛泉浴は既に之か方法あるを以て。其表徵を明かにし。奏効の理を審にして之を應用するときは。其地の氣候生活の轉換等之か助けと爲りて。療病の偉効を奏せり。且此泉は特効ある成分あるに非さるを以て。却て汎く之を諸般の疾患に用ふへし。而して飲服にも其他の鹽類及炭酸瓦斯等を富有する者に比すれは。其應用亦廣しとす。則疾病種類は概ね下の如し。(イ)各種慢性僂麻質私。及關節强直。或は僂麻質性筋肉攣縮症。(ロ)慢性痛風。(ハ)諸焮衝。或は創傷後の滲出物。或は組織肥大。例へは慢性肋膜炎。子宮周圍蜂窠織炎。骨盤內膜炎等の滲出物を吸收し。其肥厚を解散す。(ニ)神經機亢盛の諸症。或は各種神經の痲痺。經久の腦脊髓中風。知覺過敏。依卜昆垤里。歇私的里。神經衰弱症等に効あり。但新發の腦中風。脊髓勞。腦腫瘍等より來る漸進痲痺には禁すへし。(ホ)婦人生殖器の慢性諸病。(ヘ)貧血諸病。及萎黃病。(ト)腺病(瘰癧)。及重病後の恢復期。(チ)慢性皮膚諸病。頑固の潰瘍。遲鈍性創傷。瘻瘡及骨瘍。(リ)慢性貌禮篤病。腎盂加答兒。膀胱加答兒。其他累久の梅毒。水銀劑療法後等の患者には。其時期を撰ひ之を用ひて効あり。

(第二)酸性泉(又酸性硫黃泉)　酸性泉は總て其刺衝甚たしく。且收歛性なるを以て。患者に應用するには極めて注意を要すへき者とす。殊に皮膚病に於て然りとす。而して之を服用するには。倍量の常水を以て稀釋し用ふへし。又外用には布片に浸して瘡處に貼布し。日に一二次換貼すへし。但此類の鑛泉は。歐洲に於ては甚た少し。故に其の効用を詳記したるもの亦未た之あらす。故に其適應すへき病症も判然ならすと雖も。其の大略下の如し。(イ)劇症の粘液漏。及慢性加答兒。(ロ)癩病。梅毒性潰瘍。及頑固の潰瘍。(ハ)腺病惡液。及粘膜の弛緩より來る下痢。(ニ)疥癬。其他慢性皮膚病。(ホ)虛性出血等なり。

(第三)炭酸泉　炭酸泉は數種の小分類あるか故に。其分類に從ひ各別に効用を附すること左の如し。

(甲)單純炭酸泉　單純炭酸泉は。本邦に於ては之を見ること甚た稀なり。多くは冷泉にして清涼飲料に供する者とす。之を飲用すれは。口內に適宜の刺戟を與へて一種の美味を覺ゆ。胃中に下れは輕く胃の粘膜神經及筋層を刺戟し。胃液の分

ヲムセ

泌を促し。食思を增進し。消化機を振起するを以て。胃中の內容物は腸內に送下せらる。之に由りて炭酸水を飲服するの後には。多量の暖氣を泄し。又腸內に雷鳴を發す。又炭酸痲醉の効あるを以て。胃痙に用ふ。又泌尿を增加するの能あり。故に下の諸症に應用すへし。即ち服用としては熱性病者に消渴劑となし用ふへし。又傷食の爲に。惡心を催し嘔氣ある者に之を用ふれは。胃液分泌を增し。胃腸運動を促し。吸收を旺盛ならしむ。又胃病に起因せる眩暈。及頭痛に効あり。其他利尿通經の効ありと云ふ。又浴用としては皮膚の神經を刺戟し。或は痲痺せしめて。以て新陳代謝。血液循環。淋巴運行。榮養機能。分泌機能等を催進すへき所の諸病に適應す。就中皮膚の知覺過敏。瘙癢。神經痛及痙攣。攣縮等に効ありとす。

(乙)加爾基炭酸泉　加爾基炭酸泉は。極めて多量の炭酸を含有して冷泉に多し。然れとも溫泉に屬する者亦往々之あり。之を療用に供するは甚た稀なれとも。下の諸症に於ては之に用ふるを有り。即ち此泉は稍〻收歛性なるか故に。浴用としては諸般の皮膚病に用ひ。又飲用としては消化不良。及腺病佝僂病(英吉利病)等に用ふへし。

(丙)亞兒加里性炭酸泉(或は亞兒加里泉)　亞兒加里性炭酸泉は。浴用服用共に最要用なる泉類にして。殊に飲用して諸般の病に効あり。又之を浴用に供すれば。皮膚を刺戟し。皮表を膨脹せしめ。皮脂を石鹼化するの能あり。其應用すへき病症は下の如し。(イ)慢性胃加答兒。酸性泡醱に因する消化不良。及胃圓形潰瘍等に効あり。殊に慢性胃加答兒の粘液分泌過多にして。咽頭の加答兒を兼れ。早晨嘔吐を發する者に。此泉を空心に飲用せしむるは。粘液を溶解して之を送下し。胃中を淸潔ならしめ。以て消化機能を恢復す。(ロ)慢性腸加答兒。及下腹充血。(ハ)肝充血。及膽石。(ニ)喉頭及咽頭の慢性加答兒。及慢性氣管支加答兒。(ホ)慢性肺炎。及胸膜或は腹膜內の滲出物。(ヘ)尿道膀胱腎盂の加答兒。(ト)腎石及膀胱結石。(チ)婦人生殖器の慢性加答兒。(リ)痛風。蜜尿病。(ヌ)腺病。肥胖病及血病等に効あり。

(丁)食鹽性亞兒加里泉　此鑛泉は食鹽を含むを以て殊に有効の者とす。其用法は尋常の亞兒加里炭酸泉に同し。蓋し食鹽は胃液の分泌を促し。食思を振起し。腸に在りては腸の蠕動を促す。以て能く大便を通利するの能あり。故に最內服に適當す。其應用すへき諸病は下の如し。(イ)各種の肺患。喉頭及び喉頭の慢性加答兒。(ロ)慢性氣管支加答兒等(殊に喘息の類)。(ハ)肝。胃。腸諸病及婦人生殖器の加答兒。(ニ)其他亞兒加里性泉を應用する諸病に効あり。

(戊)含鐵炭酸泉(即鋼鐵泉)　含鐵炭酸泉は鐵及炭酸の外。尙ほ多量の鹽類(或は亞兒加里鹽類を含有するか故に。更に之を分類して(第一)鹽性含鐵炭酸泉。(第二)亞兒加里性含鐵炭酸泉。(第三)加爾基性含鐵炭酸泉の三種とす。但第三は大抵冷泉なり。」鹽性含鐵炭酸泉は。之れを內服するときは鐵の効用の他に下利の能あり。亞兒加里含鐵炭酸泉は稍下利の効ありて。且腎臟を衝動するの力あり。總て含鐵炭酸泉は。內服外浴共に賞用する者にして。左の諸症に適す。但泉中の鐵分は多くは僅少なるを以て。含鐵炭酸泉の効は。獨り鐵分のみに非す。攝生其他諸般の景況を待て全効を奏する者とす。尤炭酸の効亦少しとせす。(イ)貧血病。痔疾又は外傷に因り大に出血したる後。或は一時大に出血せさるも。經久持續の出血後及萎黃病。(ロ)貧血性消化不良。慢性下利。(ハ)白血病。及脾臟腫脹。(ニ)貧血に因する慢性水腫。及失荷兒陪苦(又壞血病と云)。(ホ)快復期の遲慢なる者。(ヘ)依卜昆埵里。歇私的里の諸症。(ト)胃痛。三叉神經痛及腰痛。(チ)一般神經病。及月經不調。(リ)未た月經を見さる婦人の鬱憂病。及胃弱に因する全身疲勞。」含鐵鑛泉を服用する時は。尿素の排泄を增し。体溫昇り。血壓加り。脈搏も亦隨ひて增進するの効あり。而して含鐵炭酸泉。殊に鹽性含鐵炭酸泉の如きは。其炭酸及食鹽は大に鐵分の吸收を促す者なれは。其効をして一層十分ならしむへし。但遠隔の地より輸送したる鐵泉は。炭酸亞酸化鐵更に酸化し。含水酸化鐵となりて不溶解物を生し。泉水に渾濁鏽色を呈して其効大に劣れり。」凡鐵泉の効用は。之を浴用と爲すも其鐵分を皮膚より吸收せらるゝものに非されは。主として飲用を以て其目的と爲さゝる可らす。故に其浴用的の表徵は。炭酸泉に同しく。唯炭酸及其鹽類の皮膚神經を刺戟するに由りて奏効を見る者とす。

第四鹽類泉　鹽類泉は。其泉中に芒硝。瀉利鹽。食鹽。加爾基鹽等。其最多量を含みて主成分と爲りたる者に隨ひ。更に小分類を爲し。各種適應の病症槪略を次に示す。

(甲)普通弱鹽泉にして。其鹽分の量千分の二以下なる者は。其効用單純溫泉と大差なき者とす。

(乙)芒硝泉　此泉は內服外浴共に苦味泉に同く。左の諸病に効あり。是芒硝と瀉利鹽は。甚た醫治効能の相齊しきを以てなり。此泉の効用を約言すれは。腸の蠕動を促し。且分泌を增進するを以て瀉下を致す。而して便通に先ちて疝痛を來し。

或は裡急後重等を發すること無し。是を以て此泉は久時持重して之を用ふるも。後害を貽すの憂なき緩下劑たり。但始めて此泉を用ふるときは。少量にして速に善く効を奏するも。慣用巳に久しきに至るときは。則終に大量に非されは奏効を見さるに至る。又此泉を飲服すれは。腸中に在て榮養分を泄瀉するを以て。食欲は增進するも。尙躰重を減す。故に身躰肥滿病に用ふへし。其他蛋白の燃燒。及水分の排泄を促し。新陳代謝の機能を旺盛ならしむ。（イ）脂肪過多（肥胖病）。（ロ）慢性便秘（即常習便秘）殊に坐業者の便秘。（ハ）全身多血及ひ逆上（又上衝症）。（ニ）肝臓肥大。充血。門脈閉塞。及痔疾。（ホ）腸の慢性加答兒。及神經性弛緩症。下腹充血。（ヘ）依卜昆埵兒。及歇私的里家便秘。（ト）或る心臓病。

（丙）苦味泉　内外用共に芒硝泉と異なること無し。

（丁）羲布斯泉（又石膏泉）　此泉は飲用すること稀なり。浴用は其收斂の効あるを以て。諸種の慢性皮膚病に稱用することあり。亦或る説に據れは利尿の効あり。且痛風。僂痲質私。瘰癧諸症に適すと云ふ。

（戊）食鹽泉　過量の食鹽を含まさる者は。内服外浴共に宜し。而して之を飲用するときは。胃液の分泌を促し。運動を勵まし。以て胃中の含容物を腸に送下し。且防腐の効あり。然して其腸に下りたる食鹽は。腸の蠕動を促し。又吸收せられたる食鹽は。組織間液の交流機を促し。以て新陳代謝を盛ならしめ。且利尿の効あり。總て身躰組織の再生を進めて害物を除去し。以て組織をして淸新ならしめ。又諸粘膜の分秘を促すの力あり。之を浴用するときは。皮膚を刺戟して介達に其血管を興奮せしむるのみならす。其刺戟は之を腦。延髓。及脊髓に傳へ。尋て呼吸。循環。分秘。發溫。代謝機等に感應を起し。大に新陳代謝を旺盛ならしむるの類。其効頗る廣大なりとす。而して其應用すへき諸病は概ね下の如し。（イ）消化不良。慢性胃加答兒。慢性胃潰瘍。食思缺乏。胃壁弛緩。及幽門狭窄の有無に論なく。胃變廣症に適す。（ロ）慢性腸加答兒。常習便秘。腸管弛緩。及下腸充血。（ハ）肝臓病。脾臓腫脹及腺病。多血病。肥胖病。（ニ）慢性氣管支加答兒。咽頭及喉頭加答兒。肋膜滲出物。（ホ）子宮腫脹。及潰瘍。子宮周圍蜂窩織炎後。子宮周圍腹膜炎後。及腹膜炎後の滲出物。或は病的新生物を解散す。（ヘ）骨系諸病。骨潰瘍。腐骨疽。佝僂病の類。及水腫病。（ト）總て慢性の滲出物。水脉腺腫。慢性の子宮炎。卵巢炎。攝護腺炎。乳腺炎等に効あり。（チ）浴用と爲すへき皮膚病は。乾癬。汗の分秘過多。皮膚流溢。黄斑。慢性蕁痲疹、急性發疹病の恢復期。蛩皮症　鱗癬及ひ腺病家。貧血家の惡液より來る濕疹には。長く入浴して効あり。

（己）沃度或は湳魯謨を含る鹽類泉　此泉は各種の吸收を催進するの目的を以て。内服外浴共に宜しとす。殊に下の諸症に應用すへし。但此泉亦其含有する所の沃土。及湳魯謨の量は概して僅少なりとす。故に其奏効の理に。含鐵炭酸泉の條下に說く所の如し。（イ）腺病（瘰癧）。（ロ）諸臓器の滲出物。（ハ）僂痲質私性滲出物。（ニ）慢性皮膚病。（ホ）經久梅毒。及慢性腺腫脹。（ヘ）子宮腫瘍。及硬結等是れなり。

（第五）硫黃泉　硫黃泉は尋常單純硫黃泉の外。含鹽硫黃泉。亞兒加里性硫黃泉等。皆内服外浴共に宜し。而して一種神經機能を鎭靜するの効ありて。皮膚の蒸發を進め。且尿利を增す者たりと謂ふも。恐らくは是れ特り硫化水素の効に非すして。溫浴等の作用之を助くるに由る者ならん。其應用すへき諸症は下の如し。（イ）慢性筋僂痲質私。及筋强直。慢性痛風。（ロ）各種神經病の僂痲質私に因する者。及痛風。（ハ）慢性皮膚病。例へは疥癬。白癬。禿瘡、髭瘡。癜風。濕疹。乾癬。挫瘡。慢性潰瘍。膿疹及慢性丹毒の類是なり。（ニ）梅毒（殊に頑固なる經久の梅毒）に宜し。而して硫黃泉は潜伏せる梅毒を發現せしめ。沃度劑若くは水銀劑を用ひて之を驅除するに適せしむへし。蓋し硫黃溫泉に浴すれは。忽ち薔薇疹等を發するを常とす。因りて皮膚に發する梅毒性弛緩潰瘍。護謨腫。梅毒性骨謨炎。及横痃等の患者。之を浴用する時は偉効ある者とす。（ホ）下腹充血。全身多血。肝臓腫大及鉛水銀等の慢性中毒に飲服せしめて効あり。（ヘ）喉頭咽頭の慢性加答兒。及氣管支加答兒に吸入せしめて効ありと云ふ。（ト）子宮及卵巢の慢性加答兒。（チ）月經不調。（リ）慢性關節炎。骨病。瘡傷炎の遺殘。癱瘓等に効あり。

【鑛泉用法】日本鑛泉誌に云く。凡そ患者の鑛泉に入浴して其病痾を養はんとするには。何の鑛泉か能く之に適すへき。亦何の時期を最良とするかを撰擇し。兼て浴法の通則を了知するは。緊要の件なりとす。因りて其要領を左に略述せん。」凡鑛泉療法を行ふへき最良の時期は。歐米諸邦に於て之を鑛泉療養期と名け。間ゝ二三の地方に在りては。終年旅客を歎待するの準備を爲す者ありと雖。大概六月一日を以て始め。十月一日を以て終るを常とす。日本にては則四月一日より十月一日に至る六ヶ月間を最良の期とす。但風土の寒暖に隨ひ。自ら長短の差無かる可からす。暖國地方の如きは。冬時も猶は入浴を爲すを得へきも（殊に痛風患者の如きに然りとす）。此時期に在りては浴室の構造に注意し。隙風の竄透を防くの装置なかる

ヲムセ

可からす。蓋し一般に鑛泉療養に其良期を撰ふは。獨り病痾の爲のみならす。各人職業上の便宜を度り。或は旅行の時期に適する等に由る者にして。眞に鑛泉を用ひて病痾を治し。身躰を保全するの目的に就きて論するときは。一年間皆其好時期にして。敢て期限あるに非す。又療用の目的にて。鑛泉を泉源より器物に汲採り。他方に運輸せし者を用ふるも敢て妨なしと雖。器物に入るゝの際注意を加へされは。無効に歸することあり。例へは鑛水中多量の瓦斯を含める者は。常に其塞栓の密着ならさるか爲。或は桶壁の氣孔より其瓦斯多くは逃逸し。又其化學的成分の木材と相觸接するに由りて。分解を受くる者多し。又假令其原泉に瓦斯を含有せさるも。化學成分の木質に觸れて分解せさるも。此の如き採收及運搬器具に注意を爲さゝる時は。屢々其鑛水に木材の臭味を分付することを有りて。皆多少害なき能はさる者と爲るなり。」各人適宜の鑛泉を撰み。初て其地に到るに。若し其人健康にして唯遊樂排悶の爲のみなれは。可及的速に本地の社會と親知し。其歡樂嬉遊を共にするを主とすへしと雖。專ら攝生を旨とし。百般の事渾て過度なきを要す。鑛泉療養に要すへき時日の長短を豫定することは。亦太た難しとす。蓋し病性躰質及鑛泉感應の强弱に因りて。各々異同あれはなり。凡鑛泉療法は三週を以て通規と爲すと雖。其病症に隨ひては。之を三倍若くは四倍することを有り。然れとも連綿浴用して。四週乃至六七週以上に及ふ可からす。抑病症の景況。即長病患者の如きに在りて。其躰質を變換し。頑痾を根治せんとするには。年々適宜の季候に至れは。同一の鑛泉に浴して。兩三年も繼續するを要する者あり。而して鑛泉療法を爲すに。當初或は其病勢の亢進するか如き景況あるも。決して畏懼周章すへからす。此變狀を顯す後。却て本患の漸次輕快に赴くことを有るは。吾人の常に實驗する所なれは。只其際暫時鑛泉の服量及入浴の度を減するか。或は一時之を休止するのみにして足れりとす。又此療養中一も著しき良効なくして。歸郷の後初て其効を見ることあり。故に鑛泉の効力を見るは。長延彌久に在りと云ひしは。無據の言に非さるなり。」總て繁昌なる鑛泉場には。常に其鑛泉の性質効用を熟知して。四方より來集する所の患者に對し。其食量浴度の增減。其他各人に適當の攝生法を指揮し。病機の變轉を診察し。又は入浴中新に發する病患を救療する等に。十分なる醫師無かる可からす。而して患者の鑛泉療養を爲さんと欲するときは。先つ其發程前に方り。從來治療を受けたる醫士より。其病狀書を受けて。之を鑛泉地の醫士に示し。病患の經過を熟知せしむることを要す。然るときは更に一層の効益を得へし。然れとも肺結核。慢性肺炎の末期。癌腫。確實なる器質の變化。壞血病の如き重症にして全治を期し難き者は。寧ろ家宅に在りて靜養するを宜しとす。右等の患者は。行路中身躰の動搖。外氣の冒觸等より。却て命期を促すことを有れはなり。」患者鑛泉場に着するの後は。先つ其病症に從ひて飮食を定め。靜息して單一なる攝生法を守ること一二日。以て行路の疲勞を休め。然る後徐々に飮用法療治法を始むへし。而して其鑛泉の現患に適するや否を。確實に判得するに至るまては。必一處に留りて擅に移轉す可からす。鑛泉療養の法を知らさる者は。甲泉より乙泉に。乙泉より丙泉に移轉して。恰も鑛泉場巡回を爲す者の如く。一處に留ること僅々兩三日に過きす。孰れの鑛泉か自己の病患に適中することを有らんかと。漫に試浴し。僥倖を期する者往々之あり。然れとも鑛泉の効用は。豈一服一浴にして忽ち其効力を全身に傳達し。以て荏苒彌久の沈痾を驅除するを得へき者ならんや。鑛泉飮用量の多少は。鑛泉の性質と。病症躰質とに由りて一定せす(例へは其作用。强壯。或は下痢。或は利水等の目的に從ひて。用法も亦異にせさる可からす)。乃ち含鐵泉は。食鹽泉或は亞兒加里性炭酸泉に比すれは。大に飮用の量を減せさる可からさるか如し。凡飮用は先つ少量(一回六十瓦一日二百瓦乃至四百瓦)より始め。漸く其量を進め。患者適宜の量に至るも。一日の極量を千瓦を超ゆ可からす。但鑛泉を飮服するには必急忽にすへからす。每盞宜しく凡四分時乃至三分時間を隔て服用すへし。而して飮用時は必す朝餐前七時或は八時。午後は五時六時の間を良とす。又飮用後は近傍の森林中に逍遙し。若し天氣晴朗ならさる時は。屋內を散步して適宜の運動を爲すへし。然れとも漫に山川を跋渉して身躰を過勞せしむ可からす。假令散步談話なりとも。强て數時間の久しきに耐ふるは反て害あり(但下痢を促すの目的に用ふるときは疾步し。强壯を要するには緩步するを可とすれとも。敢て之に拘泥せす。只適宜の運動を必要となすに在り)。故に每日適當の時間に鑛泉を飮服せんとするには。必す早起せさる可からさるを以て。自然健康を助け。且夜間早く臥蓐に入りて安眠を得るの良習を馴致するに至るへし。但鑛水は有効の者なりと雖。過度の飮食を消化し。暴酒酩酊の害を除き。徹夜踏舞の勞を補ふの能力ある者と思惟すへからす。又一般に之を論するときは。浴用の効力は飮用に勝る者とす。」鑛泉飮用の効を約言すれは。一定時に若干量を飮服し。以て躰中水分の流通を促し。隨ひて亦排泄を催進せしむる者なれは。身躰中の汚物を洗滌掃除し。兼て腸の蠕動を促し。緩下の作用を營む者と謂ふも可なり。」朝夕の食餌は。鑛泉飮用後必す半時乃至一時間の經過を待たさる可からす。又此際水を飮みて胃を

膨脹するに至らしむるは。最禁忌すへき事にして。屢〻劇症を釀すを有り。且飲用中は常用の食物に注意し。鑛水の化學的抱合物を分離せしめさるを要す。例へは鐵泉を用ふるの際には。酸味の果實を忌み。硫黃泉には却て之を多量に取らしめ。脂油類は食鹽泉と共に用ふれは害なきも。亞兒加里性含鹽泉と與に用ふるとは。胃腸を害ふをあり。又新陳代謝を促すの目的には。淡泊の食品或は滋養の食品を用ふるか如き是なり。」浴法は病症に隨ひ差異あるへしと雖。通常一日一回。或は二回を適度とす。而して朝は八時九時。晚は五時六時の間を最良の時とす(一說に據れは。午前八時より午后一時に至るの間を良とす。是れ蓋し朝食及散步の後にして。午餐及午後逍遙の前に在るか故なりと)。又精神の發揚を鎭靜し。若くは發汗を促し。或は時季の寒冷にして感冒の恐あるか如き際に在りては。夜間臨臥の時に浴すへし。但空腹又は飽腹の後。刻を移さすして浴するは宜かずらとす。故に入浴の時刻は。朝晚兩食の間を撰ふにあり。殊に晨旦を最可とす。若浴前に朝餐せんとするときは。必輕淡の飲食を撰ひ。少くも食后一時を經されは入浴す可からす。又夜中眠に就くに先ちて入浴するを可とするをあり。而して其入浴の方法は。病患に由りて殊異ならさるを得すと雖。尋常は游泳浴を良とす。蓋し游泳の際自ら患者の運動を起すを以てなり。又浴湯は斷えす循流して常に新泉水を得。能く其全量を變換するに足るへく。且室內大氣の新陳代謝を充分ならしむへし。然るときは決して皮膚より傳染病を感受する等の虞あるを無し。」入浴中の時間は。亦鑛泉の性と。患者の病性体質とに由りて異同ありと雖。初は概して入浴時間を短くし。後漸く之を長くすへし。即ち十分時より始め。漸く馴して堪ふるに從ひ之を延長し。終には五十分時。或は六十分時に至るをあり。凡單純の溫泉は。他の刺戟性の鑛泉に比すれは。長く浴するをを得へし。一般の通則に從へは。冷浴。熱浴は。十分時を超えす。溫浴微溫浴は三十分時を度とす。」浴湯の溫泉も。亦病性体質等に從ひて同一ならさるこ と。以上の諸件に均し。通例攝氏の二十五度乃至三十七度を常度とす。本邦に於ては從來の習慣に由りて高度の溫を用ふ。然れとも高度の溫を用ふるは不可なるを多し。冷なるも攝氏二十七度以下。熱なるも攝氏の四十度を超えしむ可からす。故に醫師の特に此度以上の熱。或は以下の冷浴を命するに非さるよりは。決して之を用ふるを勿れ(寒冷に過くるときは大に胃腸を傷ふを有り)。」浴を取るの後は。能く乾きたる手布を以を全身を拭ひ乾し。强く摩擦するを良とす。然れども衣服を着し。晴天の日は浴後直に半時以內の少運動を爲すを可とす。然れとも倦憊して喜はさる者は。强て之を爲すを要せず。」入浴の間若し皮疹を發するときは。一時入浴を中止するか。或は其鑛泉に常水を混し。之を稀釋して浴用すへし。皮疹は即ち鑛泉の皮膚を刺戟するを强きに過ぐるの兆を現す者なれはなり。又入浴の爲に發熱するを有り。此の如きときは數日入浴を休み。鑛泉飲用も亦之を減すへし。

ヲムナ　ジヤウルリ　女淨璃瑠。(又女太夫と云ふ)とは。もと婦人の寄席なとに出て。義大夫節を語るものをいへり。また路上を徘徊し。菅笠を冠り。三絃を彈き。人家に立て錢を乞ふ者を女大夫といふ。每年一月十五日まで。編笠を冠りて市街に錢を乞ふ。これを鳥おひといふ。もとひとつ女太夫なれとも。年の始めには。鳥追といふなり。俳諧歲時記に。東都にては俗に女太夫と唱ふるもの。編笠を着。三絃をひきうたひて錢をこふ」といへり。又武江年表天保十四年の條に。六字南無右衞門左門よしたか等が流れを汲る女太夫行れて。場を構へ。高座に登りて恥る色なく。婦女子のにげなき義太夫節の淨瑠璃をかたりける。愚夫愚婦きそひてこれを聞。これを看て藝の巧拙をいはずして。容貌の美惡を論じけるが。やがてこれを禁せられしかは。此輩いづちへか去たり」右の女太夫は。寄席へ出て演するをいふ。歲時記いふ所の女太夫は。おほく穢多の妻などがすることゝ聞きぬ。

【女淨瑠璃】は早く慶長年間にあり。嬉遊笑覽に。四條河原にして鎌田政淸か事をかたりて人形をあやつり(舞にかまだ有り。彼十二段も入聞ふりたれば。舞の文に節を付て淨るりにかたれり。故に貞德が狂歌に淡路が小舞といへり)。其後かうの嫁あみだのむねわり。なごいふことをかたりける。次に河內左內といふ者あり「女にもなむゐもん。左門。よしたかなどとゝて。淨るりをかたりけるを。歌舞伎と一同に女はとゝめられぬ(古鄕歸江戶土產に。六字南無右衞門といへる女太夫かたりける時。十二段はふりてめつらしからずとて舞にまふ。やしま。高だち。曾我なとを。彼ふしにかたりける故。淨るりに。八島。高だちを。かたるといひて。おのづから其名になりたり。夫より左內宮內などゝいふ太夫打つゞいて四條かはらにて語りける故に。かはらぶしとて座頭よりはいやしめけるとかや。」慶長年間の古屛風四條河原の繪に。女太夫の上るり芝居有り。三絃彈も女にて。太夫扇を持て出がたりなり。人形つかふ處より一段高し。人形は上るり語の目の下にあり。人形は戰場の體にて。城廓矢倉等の作り物あり。人形の足又人形つかひの首手などは見えず。芝居の表やぐら下の札黑ぬり。緣朱ぬりにて。金かなもの。巾の文字金粉にて。ドやうろり

內記と記す。內記といふ淨るり女太夫の名ものに見えず。なむゑもん左內よしたか杯が內なるべし。外記に對へたる名と聞ゆ」とあり。淨瑠璃大系圖に。京都惣開發六字南無右衞門。文祿年中女太夫傳記詳かならず」と見ゆ。また用捨箱。淨瑠璃本刊行の初にも。東海道名所其他の書ともを引て。女に南無右衞門。左門。よしたか。などゝて淨瑠璃をかたれるよしをいへり。されは古女淨瑠璃の流行せしこと勿論なれとも。上にいへるごとく歌舞伎と共に停めらる。とあれば。女の淨瑠璃語ることは六十年間にして。萬治に禁止せられたり。寬文のころ因幡といふ吉原の遊女の淨瑠璃を語りし事あるも　それは業とせしには非ず。むかし〱物語（享保十八年新見老人記）に曰。昔は客を催し招請の馳走に。諸太鼓淨瑠璃三味線も。その役者か座頭などに申つけ。是を聞とを專として。自分として其藝をするは稀なり。殊に女中は猶もつて聞事のみにして。自分に淨瑠璃三味線はならず。吉原に因幡といふ遊女何として歟おぼえけん。賴光山入一段。美人揃の道行一段。地藏の道行一段。大塔宮の道行一段。都合淨瑠璃四段おぼえてかたるを。女にして名譽なるをとて江戶中に沙汰せり云々。又西鶴二代男。吉原のをといふ條に。江戶町助左衞門抱の大和泉。ひさしく勞ひて後。よろこび事とて（中畧）五日續ての大寄。上野の藤をこゝにうつして。作花屋內匠が俄に咲して。揚屋の離所まで風もいとはぬ花棚。心ある人手折てかざし。見ぬ人のためにといはれしもやさしく。春は暮行名殘書の客はかへりてなじみの男は夜こそ深き情もあれ。立別れ因幡が近江節の淨瑠璃云々」と見えたれど。いつのころの遊女か考えざりしが。下に抄出する讃嘲記を見て。寬文中なることを知れり。吉原讃嘲記（一名を時の太鼓といふ。刻梓の年號なしといへども。寬文七年の作なるよし卷中に證あり）のすゑに。犬枕といふ册子を引て「きゝたき物。きやらのうつりが。かるも花夕がつれぶし。まんよが三味せん。いなばかゞやうるり」とならべいだせり。こゝにいふ所を見れば。容貌の勝れたるにはあられど。淨瑠璃をよくかたりしをもつて。世に名高かりしとは。むかし〱物語に記したるによく合り。その道にあらざる女の淨瑠璃をもつて聞えたるは。因幡ぞ初なるべき」とあるを見れば。女の淨瑠璃節語の事。家業にせざる者には稀にありしと見ゆ。萬治の禁令にも係はらず。後世女淨瑠璃復た行はれて。寄世席に語るに至れり。此らの女流醜惡の所行ありしかば。幕府は又女淨瑠璃を禁せり。天保二卯年二月。女淨瑠璃興行並めくり札に類似の品賣捌停止町觸。近來町家之內。定見せ同樣に而。女淨瑠璃と申儀相催。町家之娘共五七人つゝ相集り。席料を取。淨瑠璃を語り。見物之內好之品有之候得者。別段料物を請取。其好に應し候由。右者乞胸非人同樣之儀に而。御府內町人之分に而。親共者不及申。當人共も耻可申儀。宮地又者人集り候場所へ小屋掛葭簀張を補理相催候女淨瑠璃之儀者。乞胸非人之類に可有之處。是以町家之子供抔立交候類も有之由。一向耻を不存所業。右之內に者賣女同樣之働いたし候も有之趣相聞候間。向後町內に而定見せ者勿論。假令日限を極候而も。女淨瑠璃之儀一切致間敷候。小屋掛葭簀張等いたし相催候場所へも。町家之女子共罷出候類有之者。町役人より相改。早々可申出候。右之趣相背候はゝ急度可爲曲事間。其段不洩樣可申渡候」右之趣文化二丑年申渡置候處。程經候事に而。心得違之ものも有之哉。近頃者又ゝ右躰なる所業之族も有之哉に相聞。殊に花かるた花合。又者歌舞伎役者紋盡抔と唱。めくり札に紛敷品ゝ種々拵賣捌候もの有之由。不埒之儀に候條。以來賣買は堅爲相止。定見せと唱。女淨瑠璃等之儀も。早々爲相止候樣可致。此上心得違之もの有之。改方等閑に致し候はゝ。町役人共迄急度可及沙汰候」（御觸書）。同十三寅年二月中御觸書に。市中寄場致候もの共。近來夥敷相增。殊に度々之申渡を背き。女淨瑠璃等を相催し候もの有之候に付。此度召捕令吟味候に付而者。右渡世相始め。丑年號之次第を以。以來十五所に限り。其方共右寄場渡世救免候間。神道講釋或者心學軍書講談むかしはなし四業之外。餘業之者差出し候儀者勿論。右場所へ茶汲女其外女商人等。都而婦人を差出し。且はなし中へ鳴物を立交候儀者不相成候。若於相背。聊無用捨召捕。寄場取拂。嚴重之咎可申付候間。其旨可存。」また嘉永三年中觸書に。町中女にて淨瑠璃三味線を指南之もの。猥がまし敷儀無之樣。精々可被仰付候。一。御支配町の料理茶屋にて酌に出。客會釋致候女子共之內。風俗不宜も有之候哉に付。得と御調之上。右樣之分は各樣より精々御申諭。其上にも取用不申分は。委細書取。密々拙者共之內へ可被御聞候。」また同五子年一月中御觸書。寄へ罷出候もの之內。膝栗毛都而茶番又は大坂茶番抔と唱。狂言樣に致候分。並操り人形之類差留可申。女藝人は堅差留可申候。寄にて狂言樣之儀は不致候而も。最初に見物を招候ため。しやぎりと唱。大行に太鼓等を打。幷表看板大行に差出候儀は。質素に致候樣心付可申。風烈之拍子木打廻之節は。寄爲相休可申事」其後とも右樣の觸書は數々あり。明治革新の後。十年寄席取締規則を定め。女子の藝人たる事を許さる。三十年の頃柳家燕孃なるもの。落語家の鑑札を得て。落語のみをなせり。これ女子の落語家の初めなるべし。是より先。女の藝人は新內節。清元。常磐津。義太夫などにて寄席に出で業とするもの多く。上下を着し。男の眞似して淨瑠璃を語

るも。而も其の義太夫節以外の者に在ては。本藝了りて。端歌うかれ節を唄ひ。又は手踊を演ずる者多く。大に書生の風紀を紊すとの世論なり。

ヲムナノ　トナヘ　女人の稱呼は。貴賤老少身分等によりて種々のたかひあり。今左にその畧をあぐ【郎女】いらつめと讀む。萬葉集に郎女と書きしと。女郎と書きしことあり。郎女は貴婦人の意に相違なけれども。女郎は當時の遊女の稱なるにや。【むすめ】は。和訓栞に。我女をいふ。生女の意なり。日本紀に。女子。又女。又子女をよみ。和名鈔に娘をよめり。説文に。娘少女之稱也と見ゆ云々。といへり。【をとめ】同書に。をとめ。神代紀に。少女又童女をよめり。小津女也。津は助語。おとこに對へていふ詞なり。おとめごともいへり。萬葉集に。娘子。處女。未通女なと書り。と見ゆ。【つま】又同書云。夫妻互に稱してつまといふ。むつまじきの義也。日本紀に。嬬もよめり。萬葉集にも夫をよめり。(ツマ參看)【北の政所】また云。關白の内子をいふ。宣下あり。大廳は攝家の母堂を稱し。小廳は攝家の内子をいふ」貞丈雜記云。貴人妻を北の方とも云。此政所とも云事。男は陽也女は陰也。南は陽也。北は陰也。表は陽也奥は陰也。女は奥に引こもり居て。内所の諸事を取はからふゆゑ。北の方とも。北の政所とも云也。政所は諸事を御計ふ役所を云也。また同書欄外に。女房故實條々云。せいぐわ。大將。大臣に御なり候御方にても。此上ざまたちは。北の御方と申候(大臣家の妻也)攝家この五ところのかみさまたちは。北のまん所殿と申候(執柄家の妻也)。又羽林名家はこの上さまたちは。大りやくむき名とも御つき候。東向西向なとゝ申候(納言參議妻也)。案するに。源氏若紫の卷に。北の政所の別當ども。人〻ひきゐて云々と見ゆ。北政所は。もと殿舍の名にて。これを人の稱呼となすは其名を直にいふを憚りてなり。こゝなるは。紫の上をさせりと。源語梯に云るが如し。有職問答にも。北政所。或はなにかしの室なと申事は。いつれの官位の人の御事まて申候哉。是は關白の室に限候。室の事。公卿の妻をは何れも如此可レ稱候也といへり。然れば北の政所と。北の方とは。身分によりて稱呼に違ありと知るべし。また權の北方といふ事。年山紀聞云。世繼物語に。東三條兼家公に本室なくして。家の女房。大輔といふをつかひ給ひて。時めかしたまひけるを。權の北の方にてめてたしと書たり。女とちのさがなき言葉ときこゆれと。いにしへのは雅にそ侍し」これ今時(明治廿年頃)下流にて。權妻なといふ戲稱とひとし。

【御臺所。かみさま】貞丈雜記云。舊記に公方様の御臺所を初。大名なとの妻を上様と記したり。かみさまとよむ也。又公方様の事を上様と記したるもあり(義教公御元服記にあり)。此時はうへさまとよむ也。又公方様と御臺所とを兩上様と記したるもあり(東山殿年中行事にあり)。此時は兩うへさまとよむ也。義經記衣河合戰の條に。御たちも。かみさまも。しての山と申道こえさせ給て。くわうせんのさかひにおはしまし候云々。みたちは御館なり。義經を云也。かみさまは。義經の内室をいふなり。」案するに。平家物語に。御臺盤所にならせ給ひて云々とあり。御臺所といふも同し。之は將軍家。大臣。大將なとの室をいへるなり。また四季草云。賤き者の妻を。人より稱してかみさまといふ事。古とは違ひたり。古は貴人の心を稱して上さまといひしなり。女官餝抄の奥書に。此本前一條殿(攝政殿)室町殿の上さまへしるしてまゐらせられ候を寫留て候云々。又蜷川殿中日記。蜷川新右衞門少尉宮道親元日記」。寛正六年正月十日の條に。御成(御供二番)同上様(御供五人)。貴殿北小路亭御風呂時宜具に御成方に記レ之と見えたり(貴殿とは伊勢伊勢守貞親を云なり。親元は貞親の被官人なりしゆゑ。貞親を貴殿といひたるなり)。此外同記處々に。公方の御臺所を上様と記したり。」嬉遊笑覽云。内儀をかみさまと云ぶは。もと天子の稱なるを。源氏其外物語類の文に。攝關の内子をうへといへり。今も縉だみの内裡羽子板と云ものゝ綺を。殿様カミサマ。サンショサマと云を思ふべし(殿様は男。カミサマは女にて并べり。サンショサマは。子供を細小に書たれば也)。士人の妻をしか稱するも。亂世よりの僭上なり。

【御簾中】四季草云。貴人の妻を御簾の中におはしまして。かろ〴〵しく人に見え給はぬ意にていふなるべし。されど古書には此稱見およばず。

【ごぜん】貞丈雜記云。昔の人は。我妻の事をごぜんとよびし也。ごぜんは御前也。又畧してごぜともいひし也。義經記に(伊勢三郎義經の臣下に初で成る條に有)。壁に耳をあてゝ聞玉へば。(伊勢三郎が妻をよひおこす詞也)。やごぜ〳〵とをしおどろかせば。をともせず。はるかにして。れさめたる風情して。いかにと云(やとはよびかくる聲なり)。又同書に(大津次郎の事の條にあり)。女はをとゝひ(一昨日)のはらをすへかれて。いまだふしてぞゐたりける。大津次郎やごぜ〳〵といひけれとも。をともせず云々。ごぜは御せんの畧語なり」(四季草もまた同し)。

【御守殿】徳川幕府の時代。將軍の女の諸侯に嫁したるものゝ住居を。尊稱して御守殿といへり。たゞ其夫たる人。三位以上なるに云稱なり。其以下は御住居と稱せり。

【奥様】四季草云。人の妻を奥様といふ事古はなし。近世の稱なり」和訓栞云。奥は師古か説に。奥。内室中隱奥之所也といへり。今内子を奥方と稱するも。此義によれ

ヲムナ

り。」言海云。奥は室の隅。貴賤に通して。家の内の隱になりたる部。即ち家族妻女の日常に居る處。奥御殿。奥の間。奥座敷。轉じて貴人の妻を稱する語。奥方云々。

【御新造】四季草云。人の妻の事を御新造といふ事。昔より云ふ事なり。蜷川殿中日記にも見えたり。江家次第に。以二常住新造之數一見二分於前司無實之數一云々。平治物語に。また〱新造の內裏なり云々。續草庵集に。將軍家新造の亭にて云々。周防記に『大內義隆新造の屋形いとなみ云々など見えて。よき人は妻を迎ふるには。必妻の住居すべき家を新らしく造作するゆゑ。御新造といふなり。』然るに俗に娘の十六七なるを新造と云ふて。二十五六以上を年增と云ふに區別す。是は。妻の室を新造する意としては通しがたし。東牖子に。士の妻女稱して御新造といへり。いかにも此字義あたらず。御深窓と云べきを誤りつたふるものか。御深窓は。奥樣と云に對して稱するなるべし。李白の詩に。美人捲二珠簾一深坐顰二蛾眉一と作。長恨歌に。楊家の深窓に養れといへり。何れにも御深窓と書が禮なるべし」といへり。若き女の義とするには。此說の方通ず。」維新前には。殿樣に對するは奥樣。旦那樣に對するは御新造樣。御亭主に對するはおかみさんと稱して三等の別ありしも。明治になりて御新造樣と云ふ事廢り。御前（ゴゼン）と云ひ旦那と云ひても。共に其の妻を奥樣と呼ぶ事となり。男子は三等あるも。女には二等の外區別するの名なし。

【御袋】四季草云。人の母をおふくろといふ事。后宮名目抄に。母をなべておふくろといふ事。母たる人を袋になぞらへ侍る事は。胎中に其子の籠れる時。袋の中に有る如くにて侍れば。めでたき事にことぶきて申侍るなり。是又さのみ久しくもいひ侍らず云々。貞丈按に。ふくろはふところの畧語なるべし。ふところを略してふころとなり。ふころ轉してふくろとなりしなるべし。薩摩國の人の狀に。御懷樣と書て送りし事あり。彼國にてはかく書ならはせる。おも白き書やうなり。小兒は母のふところにてそだつ物なれば。ふところの畧轉語と見る事理に近からんか。

【刀自（トヂ）】戶主（トヌシ）の義。戶は家の義にて。家主たる女を云ふ。萬葉四に。大伴坂上郎女歌に。吾大孃を指て吾兒乃刀自（アガコノトヂ）とよまれたるも。其身跡見（トミ）庄に在しほどなれば。大孃を家主と稱へ云るにこそ。されば老若をいはず。家を主る女の稱なりしなれど。家を主るは。おほくは齡闌て後のわざなれば。打まかせては老女をいふが如し。それより轉じて女の尊稱にも用ふ。

【夫人】近江の朝の時は。女官に夫人の稱あり。其後此稱なし。德川氏の時將軍又は諸侯の妻を夫人とも【室】とも書けり。明治以後紳士の妻を令夫人又は令室と云ふ。

【御息所】は皇族の室を云ふ。同じ意味より出たる稱呼なれども。【御休息】と云ふは。將軍の妻を云へり。

【姫】又媛とも書す。王朝以前はイラツメと讀めり。德川氏頃まで。諸侯以上の女子は男子を若樣と云ふに對して。姫と呼び。略してはオヒイサマと呼び。千姫君。勝姫君など云へり。明治以後この稱は皇族のみになれり。

【妃】近江の朝には女官の名なり。キサキと讀む。明治以後皇族の室を云ふ。

【細君】夫の自ら妻を呼ぶに細君といふ。支那の熟語なり。猶內子と云ふに等し。明治以後文人などこの語を用ふる者ありしが。後には誤て人の妻を御細君と云ふ者あり。文字をも妻君と書くに至れり。

【娘】むすめをおジャウさまと云ふ。男兒をお坊さまと云ふに對す。

【おまへさま御ぜん樣】德川氏の頃諸侯の隱居の妻を云ふ。（單に御前と云へば殿樣を指すなり）明治以後御隱居さまと云ひて男女の別なし。

【貴婦人令娘】明治廿年ごろよりの稱なり。紳士に對して云ふ。

以上婦女の稱呼の大概を知るべし。猶ソンシヤウの條下を參看せよ。

ヲリ

折。和訓栞云。江次第に。折櫃と書り。今木具の器に折と稱し。折の物といひ。魚鳥菓蔬に一折といふは。此畧成べし。源氏にもをりひつものといへり。綸折櫃も見ゆ」案するに。今折といふ專ら菓子を入れて進物とするの具なり。木材は杉のまさ目。檜弁桐なとを用ふ。近來西洋菓子なと行はれて。張り折といふ一種の物あり。最畧儀の品なり。源氏に（和訓栞引ところ）をりこものとあり。こものは籠物にて。竹を編みて製し。魚鳥類を入るゝに用ふるなり。また貞丈雜記に。折と云は。木を折わけて箱にするゆゑ折と云。足を折に直に打付る事はなし。折に合せて臺をして臺に足を付る也。ふたも釘にて打付る事なし。臺よりふたの上へ水引をかけて結ぶ也。蜷川記云。御は折三獻め五獻めより參候而可然候。乍去獻數少き時は。二獻めよりも參候。きそくの物には箸はすはらず候。又樣躰によりすはり候事も候。しばりをかけにてとき候て持出候也云々。しばりとは水引にて。折を結びたるを云也。今時折と云は。折に直に足を打付ふたをも釘にてしめ。削り花をふたの上にさす也。是は古は折といはず。櫃物と云也。今時折一合といふを折二つの事と心得たる人あり。あやまり也。折にかぎらず。唐櫃など一合と云は一ッの事也。すべて箱類をば一合二合と云也。（文明十三年二月廿七日。御方御所能有り。貴殿より御進上御折三合。六寸六角云々。日々記）と見えたり。

正誤及補遺

(上卷)

二頁　下段　十六行　**アウシウセムサウ**奥州戰爭(ハコダテノタ、カヒ參看)

アウダサツシヤウ毆打殺傷(トウアウ。サツジムザイを見よ)の二行を脫す

三二頁　下段　二十四行　**アバラヤ**の前に左の一項を脫す

アハモリ　泡盛は。酒精の一種にて。琉球の產物なり。明治三十四年六月十一日官報に。理學士乾環の泡盛酒醗酵菌に關する考あり。其の中に云へるあり。琉球泡盛の名を以て廣く世に知られたる沖繩縣下特產の酒精飲料品は。普通の淸酒原料に用ふる麴と異たる一種特異の黑色の麴を以て釀造する物にして。其釀造の起原に關しては。正史の徵すへきなく。且つ口碑の傳ふるものなきを以て。之を確知するに由なしと雖とも。琉球由來記中に左の一節あり。其濫觴。當國洪武の初中華に通す。此時傳來し來りて之を製す。米粟稷麥を以て作之。月餘にして成る。泡盛と曰ふ。此國の名酒也。入レ壺藏貯之。年數を經て氣味香云々。此によりて考ふるに。泡盛の釀造法は支那より傳來せる物にして。而かも遠く明の洪武年間。即ち今を去ること五百有餘年前既に其業を始めたる者の如し。然れとも該記錄に載するところ果て信據すべきや否や明ならす。　但し那覇區中の一部に泉崎と稱する地あり。　其地名の起原を說ける球陽と僻する書の遺老說傳によれは。昔時は該地に於て泡盛の釀造を創めたるものを推知し得へきも。其說聊か附會の嫌なき能はす。其記事左の如し。「往昔の時。泉崎區素呼ニ宗部村ニ云々。常酒爲レ業云々。恰如ニ泉湧ニ云々。俗呼ニ泉酒ニ。遂名ニ其村泉酒ニ。而後改ニ字泉崎ニ爾。而して現今の產地としては。首里區を推すと雖とも。該地に於ける泡盛釀造の創始其何の時にありしか。此れ亦記錄の存する者あるを知らす。然れとも釀造家の口碑によれは。百數十年前。　該地方の二三箇村に於て自家用兼小賣のため。少許の釀造をなせし者ありしか。爾來幾星霜の後。時の藩廳其釀造を禁制せしことありしを以て。一時其發達を阻礙せしも。其間猶之れか密造を事とする者ありて。　製造は依然繼續せられ。曾て全く中止せしことなく。遂には坊間に之れか販賣を試むる者あるに至れり。此に於て藩廳は遂に公然其製造と販賣とを許可せしより。其業日に月に隆盛に赴き。現今に在ては沖繩縣下重要產物の一に數へられ。年々の製造額三万石を下らさるに至れり。」泡盛釀造の業に從事するは。　現今首里區中金城。赤田。鳥小堀の三箇村に限り。三箇村通して百二十七戶あり。昔時は金城を以て最一とせしも。當時は赤田。鳥小堀却て遠く金城の上に出て。　金城には僅に九戶を存するのみ。是れ金城は土地高燥にして坂の中腹に位するか故に。釀造上必要缺くへからさる川水の不便あるより。　此の如き自然の結果を致せるものなるへし。以上乾氏の考なり。

六一頁　下段　十三行　**アメリカ**亞米利加條約、及貿易　の下(クワイカウを見よ)は(ベイコクを見よ)の誤

一二八頁　下段　十　行　**イシカリ**の前に。　**イシカミ**　石神。(サイノカミ。ウラナヒ。參看)の一項を脫す。

一七〇頁　上段　十　行　**イチノタニ　ノエキ**　(ヤシマノエキを見よ)の一項を脫す

一九〇頁　下段　十七行の末　(キッ子ツカヒ參看)を脫す。

一四九頁　上段　十　五　行　**ダタイ**云々の上に。　**サンバ**　。を脫す

一五三頁　上段　十　六　行　推て知るべしの下に。(シヤウジ參看)を脫す。

一六六頁　下段　木版の下　一。二は上野國新田郡尾島町近傍。三は武藏國北豐島郡西ケ原。の文字を脫す。

二〇五頁　上段　初行の末に　(ガ參看)を脫す。

二一二頁　下段　五　　行　(**オノウハイケム**)ハ(**ノウ**)の誤

二一四頁　下段　二十五行　うたひけれとありの下に。(シラビヤウシ參看)を脫す。

二六二頁　上段　二十一行　**ウタ子ブツ**の前に。　**ウタザハブシ**　歌澤節。(ハウタを見よ)の一項を脫す。

三二四頁　下段　二行の末に　(ノチノツキ參看)を脫す。

三五一頁　下段　二十二行　(アイヌ參看)の上に。サヘキベ及。を脫す。

三五二頁　下段　十　一　行　**キウセイ**の上に。　**シカム**。　を脫す。

三五八頁　上段　二十一行　ありの下に。(ヲカエビス。井コモリ參看)を脫す。

三七四頁　上段　六　行　**エムグミ**は三七〇頁上段の**エムクワイ**と順序前後せり。

三九〇頁　上段　十二行　**オシマ**　渡島（ホクカイダウを見よ）の一項を脱す。

三九一頁　下段　七　行　**オトゴノツイタチ**　の前に。**オソバゴヨウオトリツギ**　御側御用御取次。（ソバヨウニンを見よ）の一項。及**オトコダテ**　俠客。（ヤツコ。ダテ參看）の一項を脱す。

四〇一頁　上段　十七行　挿むもありの下に。【常陸帶】ヒの部にあり。を脱す。

四二七頁　上段　二　行　あやまり也の下に。（ミソギ。ハラヒ參看）を脱す。

五〇〇頁　下段　十六行　**オクリナ**　の下に。**井ムガウ**。を脱す。

五三三頁　上段　十一行　【古樂】の括弧内に。新樂。を脱す。

六三二頁　下段　三十行　**カツシキ**の前に。**カヅサ**　上總。（シモフサを見よ）の一項を脱す。

七二九頁　下段　二十行　**カウコウセキ**は五一六頁**カウケチ**の次に入るへきの誤。

七三三頁　上段　十一行　出たるものなりの下に。（キチヤウ。トバリ參看）を脱す。

八六九頁　上段　二十三行　**カヲク**の前に。**カレイヒ**　乾飯又**ホシヒ**とも云ふ。（ホシヒを見よ）の一項を脱す。

八九五頁　下段　五　行　献れりの次に。（ミツギモノ參看）を脱す。

九四六頁　下段　二十七行　**キニチ**の前に。**キタミ**　北見。（ホクカイダウを見よ）の一項を脱す。

一〇五五頁　下段　九　行　佐竹侯は。明石侯。の誤り。

一〇六四頁　上段　三十行　思はるの下に。（ミダレバコ參看）を脱す。

一〇六六頁　下段　二十一行　**クズ**の前に。**クシロ**　釧路。（ホクカイダウを見よ）の一項を脱す。

一〇九三頁　上段　十七行　**クマノイ**の前に。**クビヒキ**　頸引。（イウギを見よ）の一項を脱す。

一一一七頁　下段　三十行　人民の如しの次に。內國人の外國勳章を受けたるは。明治九年六月五日。寺島宗則が露國のアンナ第一等勳章を受けたるを始とす。を脱す。

一一二七頁　上段　七　行　**クリ**ハ一一二六**クリカラダニノエキ**の前に在るへきの誤。

一一四八頁　上段　二十一行　會計法は明治二十二年二月。法律第四號を以て發布せられ。翌二十三年四月一日より實施すは。會計法は明治十四年四月之を定む。以後改定を經て十九年四月一日より。の誤り。

一四六八頁　上段　三　行　**クワウシツテムパム**の前左の一項を脱す。

クワウゴウ　皇后は天子の正妃なり。和語キサキ。ミメ。又オホキサキ。後に隋唐の文學輸入せられしより。后。妃。夫人。嬪等の區別を爲せり。後世は皇后と中宮の二等あり。然れども中宮は皇族にあらず。（ツマ。ジヨクワンの部を參看すべし）。其の居る所を皇后宮。又秋の宮と云ふ。【皇后宮の職制】は女官の部にあり。上古は地神（大國主。大山祇。綿津見等の族）又は天孫人種の大臣の女を后に立てたるが。藤原氏の朝には藤原氏の女のみ正后に立つの例たり。中宮以下は氏を稱し。又位を賜はれども。皇后には氏を稱せず。位を賜はらさることにて。皇后に立つ時は皇族となるなり。【立后式】皇室典範義解に云く。第十六條皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す。解に云く。立后の事は神武天皇以來歷世の帝紀に載せたり。而して立后の詔は始めて聖武天皇紀に見ゆ。其の宣命に謂へるとあり。天下の政に於て獨知るへき物にあらす。必すしも後の政あるべし。此は事立つに非す。天に日月あること。地に山川あること。竝坐して在るへしと云ふ事は。汝等王臣等明に見知れることなり云々。此の詔命は坤位册立の義を表するに於て事理照明。更に贅辭を須ゐさる者なり。本條に立后の大禮必す詔書を以て公布することを定むるは。先王の典故を重んじ。且中古以來中宮准后の設あり。從て册立の儀を缺くことあるは將來に依るへきの模範と爲すべからさることを明にするなり。同第十七條。天皇。太皇太后。皇太后。皇后の敬稱は陛下とす。解に云く。陛下は臣下より天子に敷奏するときの敬稱なり。本條に陛下の敬稱を以て。通して至尊に對するの稱謂とし。

正誤及補遺

而して數奏陛見の辭に限らさるは。舊典を敷衍して之を內外に廣むるなり。大寶の令に。三后に上啓するは殿下と稱す。本條に皆陛下と稱ふるは。嫡后國母は至尊に齊匹し。至尊と倶に臣民の至隆なる敬禮を受くへければなり。但し君位は一ありて二なし。皇后は固より佗の皇族と均く人臣の列に居る。而して大寶の制と其の稱を殊にして。仍ほ其の實を同くすることを失はさるなりとあり。大寶令に三后に殿下を用ひたるも。其の遠逝には已に崩と稱し。且實際に於ても古來陛下と稱したること多し。【皇后攝政】皇室典範第二十條に云く。皇太子皇太孫在らさるか。又は未た成年に達せさる時は。左の順序に依り攝政に任す。第一。親王及王。第二。皇后。第三。皇太后。第四。太皇太后。第五。內親王及女王。義解に云く。仲哀天皇崩し應神天皇胎中に在り。皇母神功皇后攝政す。是を皇后攝政の例とす。云々。本條皇后皇女に攝政の權を付與するは。蓋上古以來の慣例に習ひ。且つ攝政其の人を得るの道を廣くし。人臣に下及するの漸を杜がんとするなりとあり。【尊號】天皇位に卽きたる時は。其の母を國母と云ふ。法體する時は女院と云ふ。後世は法體せさるも院號を稱せり。國母若し先皇の嫡后たるときは。之を皇太后と云ひ。一々尊號を上るの詔を發し。其の儀式を行ひしなり。後世別に此の儀式を行はずして卽ち皇太后と稱したる例あり。又新皇が先皇の庶出なる時。又は儲嗣ならさりし皇族の卽位したる時は。其の母たる人に皇太后の尊號を奉る。是は固より詔を發し式を具へて定むるなり。皇太后の生存中。別に新たに一の皇太后を生する時は。舊皇太后は太皇太后となる。是亦詔を以て定むるが正式なるべし。皇室典範第三十條の義解に云く。太皇太后。皇太后は。令義解に。謂下天子祖母登二后位一者上爲二太皇太后一。謂下天子母登二后位一者爲二皇太后一と云へり。云々とあり。而して典範には尊號を奉つるの條無ければ。以後は天皇の嫡母は詔命を須ひずして直ちに皇太后となり。嫡祖后は直ちに太皇太后となる事なるべく。庶母の尊號の制は廢されしなるへし。【贈皇太后】天皇の庶母已に薨じたる後。天皇より追尊して皇太后を贈ることあり。光仁帝の位に卽くや。父施基皇子を天皇と追號し。亡母橡姫を贈皇太后宮と追號す。是贈皇太后の始なるべし。以後先帝の妃。中宮。女御等にして。新帝卽位の後。其の亡母たるの故を以て皇太后を贈れる例多し。諸書に贈皇后と云へる名目あれども。贈皇太后の誤と見えたり。

一一七八頁　下段　八　行　佐々木高行は。山田顯義。の誤り。

一二五五頁　下段　十九行　**クワムム**の前に。**クワムブツ**　灌佛。(ブッシャウエを見よ)の一項を脫す。

一二九九頁　上段　二十六行　**ケウクワシヨ**の前に。**ケウカク**俠客。(ダテ。ヤッコを見よ)の一項を脫す。

一三四二頁　上段　二十七行　御名鈇畫の制を廢されは。御名其外鈇畫に及ばざる旨を達せらるの誤り。

一三四九頁　下段　乙女の香字冊は册の誤

一四一九頁　上段　二十行　**コツジキ**の前に。**ゴチニヨライ**　五智如來。大日。釋迦。彌陀。寶生。藥師の五如來を云ふ。越後直江津に五智と稱する地あり。同國の國分寺なり。寺に右五如來を安置せりの一項を脫す。

一四三二頁　下段　三　行　法制の上に。德川氏の頃より。を脫す。

一四三五頁　上段　十　行　さての上に。(ヒノタメシ參看)を脫す。

一四四四頁　下段　七　行　とありの下に。(ミヅイハヒ參看)を脫す。

一四五六頁　上段　十六行　**コヨミ**の前に。**ゴヨウオトリツギ**　御用御取次。(ソバヨウニム參看)の一項を脫す。

(下卷)

一七頁　上段　三　行　東遊記の上に。歲時記栞艸に云。道祖神祭(十一月十六日)攝州天王寺領天王寺林にあり。祭る所猿田彥命なり。この日一村の童あつまりて。往來の人に錢を乞ひて祭禮の料とす。錢をあたへされば戲れに繩を以て往來を遮り留む。よりてこの事をしるもの商賈と云へども今日此所を通らず。但堺の魚荷飛脚は故ありて道路わづらひなしとぞ。」を脫す。

九八頁　下段　二十行　是に至ての前(上使の條參看)の六字を脫す。

一二五頁　下段　三十行　**シキブシヤウ**の前に。**シキジ**　職事。(ヒ

ノカミを見よ）の一項を脫す。

一三一頁　下段　二十二行　**ガクカウ**の條にありの下に。明治の制は官吏の條。採用昇級の項にあり。を脫す。

一三一頁　下段　二十三行　**シヤジユツ**は。**ヤナグヒ**。の誤り。

一四二頁　下段　二十二行　の次に左の一項を脫す。

シタテヤ　仕立屋。裁縫工なり。ふるくより裁縫の事は縫殿又は裝束師等專任のものありしは明かなれど。日常の衣服を縫ふ爲に。今日の如き仕立屋と呼ぶもの起れるは德川時代に至りての事なるべきか。西鶴二代女（貞享三年板）黑綸浮氣袖の條に「本鄉六丁目の裏店へ宿下りして露次口の柱に此與に萬物縫仕立屋と張札をして（中畧）無用の女腐衆ばかりたづれよりて。當世衣裳の縫好み。いやながら受取りて。一丁三所に絎けて遣りしも無理なり」とあり。又同條に「十四五人の手代此物縫屋へ行く事を爭ひける」とあれば「物縫屋」の稱もありしならむ。又同條に「女も御物師と名を寄せて。彼方此方の御氣を取り。一日一歩に定め。針箱持たせてゆきながら。遂にそれはせずして。手を好く世を渡りけるは。これも尻に結ばぬ糸なるべし」とあり。「お針」一に「針妙」などの稱も古く。これ等皆な大家にありては。かく針箱もちて日雇に通ひしもありしと思はる。後世ますく發達して一方は仕立屋なる專門業となり。一方は女子の內職をかれ。少女子の稽古所となり。專門業としては。男子の手にするに至りしものならむ。今に地方には特に仕立屋なるものなきが多し。裝束。洪衣は特別にその職あり。又女子教育の發達と共に。今日は裁縫學校なるもの起り。女學校には裁縫科あり。女子の專修するところとなれり。【洋服仕立屋】も今亦その數多し。東京にありては京橋區加賀町の大金が芝にて開業せしなど同業中の早きものゝ一なるべしといふ。

一六六頁　上段　二十　行　變動ありの下に。（ノサキ參看）を脫す。

一六九頁　下段　十九　行　ことゝなれりの下に。（大阪鹽問屋の事。問屋の條參看）を脫す。

一九三頁　上段　八　行　**シムリム**の一項は。二〇六頁一二行　**シムリヤウ**の前に在るべきの誤り。

二〇六頁　下段　二十九行　るを云の下に。（ナイシムワウ參看）を脫す。

二二九頁　上段　六　行　**シヤウゲム**　の前に。**ジヤウキヤウ**　上

卿。（ヒノカミチ見よ）の一項を脫す。

二三九頁　上段　二十四行　**シヤウキウノラム**の一項は二二九頁に在るへきの誤。

二三九頁　下段　二十七行　**バイバイ**の下に。**ミセダナ**。を脫す。

二八二頁　上段　七　行　仰せよとありの下に。（弓の部及ヒキメの部參看）を脫す。

二八二頁　下段　八　行　賭射の下に。（參看）を脫す。

三五五頁　下段　二十八行　知るべしの下に。（ミス參看）を脫す。

三九〇頁　下段　七　行　文久三年より……新條約を締結すは。孝明天皇文久元年六月瑞西人橫濱に來り貿易を請ふ。三年十二月二十八日瑞西の船品川に來り假條約を結んことを促す。之を許し。慶應元年五月十四日本條約を結ふ。三年三月改稅約書を交換す。」明治十二年六月十日。佛國駐劄特命全權公使鮫島尙信をして瑞西國公使を兼しむ。」十三年十二月四日。特命全權公使鮫島尙信。任所佛國公使館に於て病に罹りて卒す。」十五年十二月七日。佛國駐在特命全權公使蜂須賀茂韶をして瑞西の公使を兼れしむ。」十九年五月一日。條約改正會議を外務省に開設す。瑞西國は其總領事ア、ウチルフをして該會に列せしむ。右會議七月十八日に至り。議事を重ぬる二十七回。殆んと結了せんとするに當り。事故の爲會議を中止せり。」二十九年十一月。條約改正に付き新條約を締結す。の誤り。

四二八頁　上段　二十四行　**セキジフジシヤ**の前に。**セキザイ**　石材。（イシを見よ）の一項を脫す。

四五〇頁　下段　十七　行　**イムセツ**の下に。**ドウバム**を脫す。

五四二頁　上段　二十七行　といへりの下に。猩々大根一名二十日大根は。明治初年清國より輸入せり。（フロフキ參看）を脫す。

六〇九頁　上段　十　行　**タウモロコシ**の前に。**ダウミヤウジ**、道

正誤及補遺

正誤及補遺

六一八頁　下段　十五行　明寺。(ホシヒ參看)の二項を脱す。

六二六頁　上段　二十六行　**タクハツ**の前に。**タクチ**　宅地。(チショを見よ)の一項を脱す。

六二九頁　上段　一　行　ものなしの下に。(井ムガウ參看)を脱す。

六六〇頁　上段　二十六行　見えたりの下に。(フイゴマツリ參看)を脱す。

六六〇頁　下段　十二行　猶の下に。フキタマ及チジメ。を脱す。

六七九頁　上段　一　行　マヒの下に。デムプ。を脱す。

八二九頁　上段　十六行　**タモム**の前に。**タムポ**　湯婆。(チムジヤクを見よ)の一項を脱す。

八八九頁　上段　二十三行　**テウセム**の前に。**テウセキニム**　朝夕人。(ドウホウを見よ)の一項を脱す。

同　　二十九行　の末(モチ。クワシ參看)の七字を脱す。

九七六頁　上段　三十行　**デムシム**の項は。二十四行(テムジムシチダイ)の前に在るへきの誤。

九七六頁　下段　一　行　**トカチ**　十勝(ホクカイダウを見よ)の一項を脱す

九七六頁　下段　三　行　**トキノカ子**の前に。**ドキウ**　弩弓。(イシユミ。ユミを見よ)の一項を脱す。

一〇一〇頁　下段　十九行　又兜布は。又兜巾の誤り。

一〇五〇頁　下段　一　行　ありの下に。(ユミの部參看)を脱す。

一〇七一頁　下段　一　行　**ナイベム**の前に。**ナイチザツキヨ**　内地雜居。(グワイカウを見よ)の一項を脱す。

一一〇三頁　下段　十五行　**ナホシ**の前に。**ナベマツリ**　鍋祭。(ツクママツリを見よ)の一項を脱す。

一一二四頁　上段　二十五行　**ニツポム　イウセム　クワイシヤ**の前に。**ニツポムイチ**　日本一。(テムカイチ參看)の一項を脱す。

一二〇五頁　下段　二十行　**ニワウ**の前に。**ニヨ井ム**　女院。(井ムガウを見よ)の一項を脱す。

一二〇七頁　下段　十四行　**バウシ**の前に。**ハウサウ**　疱瘡。(シユトウ。デムセムビヤウを見よ)の一項を脱す。

一三〇六頁　下段　二十一行　**バウセキ**の前に。**ハウセキ**　寶石。(イシ。タマを見よ)の一項を脱す。

一四八八頁　上段　二十六行　**ハムギ**の前に。**バムカタ**　番方。(ザイバム參看)の一項を脱す。**ブラジル**の前に。**ブラコヽ**　鞦韆。(ユサハりを見よ)の一項を脱す。

マヒゴ　迷兒。德川氏の頃迷兒ある時は。江戸市中各四通八達の地に建てたる石の柱あり。迷ひ子のしるべたづぬる方。及び迷ひ子のしるべしらする方の文字を其石の兩面に彫る。之へ人相。年齡。着類など記して貼ることにて。其の外に猶夜中靜なる時を待ち。親類知人の者太鼓を叩き。迷子の〳〵某やーイと呼びて市中を求めしなり。明治以後警察の設あり。又新聞の便あるを以て此の柱は自ら不用に屬するも。此の柱の始めて建てられし時は世人の大に便とせし所なりきとぞ。(ステゴ。ユキダフレ參看)。當時小兒の帶には巾着を付け、五六歳迄は猶之に迷兒札と云ふ物を添へたり、札は木又は眞鍮にて楕圓形に作り、宿所姓名及び生年月日を記せり、眞鍮製の分には、豫て十二支の十二禽を鑄たる者を製して、金物商の店にて賣りたり。

日本社會事彙の卷末に書す

指を屈すれば早や既に十有餘年を經たり、余が初めて日本開化小史を著述せんとせしに當り、日本書籍の繽紛として混亂せるに因り、非常の困難を感せし事あり、余の目的は專ら社會の大勢と文運の發達とを尋ね、其大綱を記さんと欲するにありたれば、敢て殘篇遺籍を探り、世の逸事を拾ひ集めんとは思はずと雖も、適當の書籍なきが爲に、日々書籍館に於て數多の書を閲覽せざるべからざることとなり、餘り館員を勞するも氣の毒にて、終に空しく歸りしことも度々なりき、是に於て亦た感慨なき能はず、思へらく「若し我邦をして「ブリタニカ」(英の百科全書)の如きものあらしめば、吾人豈に此の如く勞せんや、此類の書にして成らさる以上は、世に名著述の出てんことを期すべからざる也」と、然れども敢て自ら其任に當らんとは期せざりき、其後經濟雜誌を發兌し、方今の事務を論議するに至りて、我邦社會事物の變遷を知るの要愈よ切なり、事物の變遷を知らずして、妄りに時務を論ず、天下之より大膽なるはなし、然りと雖も机に對し筆を執り、將に一論を吐かんとするに當り、舊時の沿革を知らざるの故を以て、俄に車を書籍館に驅り之を探討するが如きは、事實に於てなすべからざることなり、是に於て余は敢て寡聞を耻ぢず、陋劣を辭せず、我邦百科全書を創作するの任に當らんと決せり、否な百科全書なき以上は自ら操觚の任を盡す能はずと信せり、然れ共當時我社會の氣風は專ら泰西の事物を檢究するに偏し、日本の事實に至りては毫も顧みる者なし、是に於て我社は先づ豫約を以て、泰西政事類典の翻譯に着手するの至當なることを思ひ、明治十五年六月より之に着手し、十七年十月に至りて之れを完成するを得たり、因て更に進て、大日本人名辭書を編纂せんと欲し、同年十二月より之に着手し、十九年四月に至り之を完成するを得たり、既に二書を完成せり、日本社會事彙を編纂せざるを得ず、故に社會の商況非常の不

振に陷りたるにも係らず、明治二十一年五月より之に着手し、本年に至り之を完成するを得たり、故に其歳月三年の久しきに渉り、而して豫約の數僅に九十名に過ぎず、蓋し世運の未た到來せざるに當り、强ひて此の如き目的を遂げんと欲するもの大約此の如き困難を免れざるなり、然りと雖も我社の宿望玆に至りて全く遂くるを得たり、

斯書の編纂前二書に比すれば多くの歳月を要せしが如し、之れ分ちて數多の人に托する能はざるの事情あるに因て也、且つ夫れ我邦文學世界の有様たる社會の事迹を記せしものほど紛雜なるはなし、人の記傳の如きは稍〻整理せる所あり、是を以て之を集めて文を爲すも、亦多勞を要せずと雖も、社會の事實に至りては之を蒐集すると既に至難にして、而して之を分類するとは又更に至難なり、况んや其諸項に對して一々意見を立つるに於てをや、然るに川上廣樹氏主裁の任に當り、終始一の如く黽勉せられたるは、余の特に感謝せざるべからざる所なり、次て高橋雄氏贊助の功亦た豈に僅少ならんや、譬へば廢寺を修理するが如し、菩薩、羅漢、木魚、摺鉢雜然として堂中に散亂するに當り、之をして各〻其處を得せしめ、其欠損を補綴し、其腐朽を修繕するの勞は、傍觀者の想像すべからざるものある也、然りと雖も此書を讀む者にしてこれに非難を下すとは、必ず容易なるべし、殊に引證する所の文章多く原書の儘にして、文躰の錯綜せるが如きは、讀者の喜ばざる所なるべし、是れ我社の故らに爲せし所なるを以て、一應辯せざるを得ず、夫れ妄りに舊記を改竄取捨し、之を綴るに新躰の文章を以てするは實に誤謬を傳ふるの基なり、彼の日本書紀か識者の信を得さる所以のものは、專ら漢文の躰を用ひて舊記を文飾したるか爲めならずや、抑も事實は言辭に存す、故に余輩敢て妄りに之を改めざる也、

今や泰西政事類典成り、大日本人名辭書成り、日本社會事彙成る、而して別に我文部省に百科全書の眞正の百科全書にあらずチヤムバーの「インフヲルメーシヨン」なりの譯あり、故に泰西の政事及ひ經濟の事項を知んと欲する者は、宜しく

泰西政事類典に就て見るべし、日本の紀傳及ひ事實に就いて尋ねんと欲せば、宜しく人名辭書及社會事彙に就いて見るべし、而して泰西の歷史及ひ學術に就いて尋ねんと欲せば、文部省の百科全書に就いて見るべし、此四書は實に日本の百科全書なり、此四書決して完全なりと云ふべからず、然れども今日に當り廣く諸般の事項を調査し、或は國史を修し、或ひは國事を議せんと欲する者、必ず此四書に據らざるべからず、若し此四書に據らずして之を爲すものあらば、余は其業の空しく勞力と時間とを費やし、而して完全なることを得ざるべしと斷言すべき也、若し夫れ事の巨細に至りては此四書亦た決して悉したりと云ふべからず、然れども大躰は則ち備はれり、

敬宇中村先生大に我社の此擧を賛賞せられ、頻りに褒辭を賜ふ、余輩の光榮之に過ぐるなし、余輩淺見寡聞、敢て此大業を爲さんと欲す、素より幾多の困難に遭逢すべきことを期せり、然れども其方に著作に從事するに當りてや、恰も敵軍の中に入り奮闘するが如し、唯〻大將の首を得んと期し其他を知らざるなり、然りと雖も其既に殊功を奏し凱旋するに及ひては、氣力頓に倦み筋骨の傷痍忽ち腦裏に感ず、識者の賛賞を得るにあらざるよりは、何を以て我心を慰せんや、先生は當今我邦文壇の泰斗なり、余輩後生幸に知過を得、誤りて此褒辭を辱うするに至る、實に慚愧の至に堪へず、而して又た私に思ふ、先生にして余輩に賜ふに此語を以てす、自ら以て榮とするに足れりと、燈下書を執りて三たび其文を誦し、又た之を机上に置きて熟視すると數時、歡情胸に滿ち、宿勞の頓に消散するを覺ゆ、

嗚呼余も亦た多幸なるかな、甞て此業を爲さんと欲し、私に其任にあらざるを思ふ、既に自ら之を爲すに決し、未だ十年を經ずして其志を遂ぐるを得たり、政治類典に於ては石川暎作氏を得、人名辭書に於ては嵯峨正作氏を得、社會事彙に於ては川上廣樹氏を得たり、而して財務の處理に至りては望月二郎氏常に之に專任せり、此四氏あり則ち三書の成る所以なり、余の如き徒に外援を爲すに過ぎず、而して

社會事彙編輯の時に至りては余に南洋航行の事あり、外援且つ之を爲さゞりき、而して今ま其成るを見る、嗚呼余も亦た多幸なるかな、

明治二十四年五月

田口卯吉誌

余一日與田口鼎軒語。鼎軒曰。文運隆興。莫盛於今日。然學者皆舍本逐末。唯歐學之修。而不繹於本邦典故。予有感於此。向著日本人名辭書。以便求索。今又將蒐輯本邦古今文物制度風俗百般之事實。以爲一大編著。子盍與從事焉。余曰。于嗟。吾淺學陋聞。寧足以膺之。雖然本邦典故。平生所好討而嗜究。若得附驥尾而成大業。則幸矣。敢不致力。鼎軒大悅。於是鳩材集料。拮据經營。漸就端緒。命曰日本社會事彙。客歲九月上卷既成刊行。今下卷亦完濟。實起手于明治廿一年五月。卒業于今年五月。其間僅千有餘日耳。夫古今事物。茫々

洋々。殆無際涯。網羅成編。固非二三歲所能辨。而鼎軒世務絮紛。加有去歲南洋之行。以故余專任之。以業大期促。好醜眞贋。未及擇之。詳略得失。未遑考之。疎謬之譏。固所不免也。因略掲其顚末。以附于卷尾焉。自始從事者。爲高橋侗。勞煩最多矣。中間助成者。曰金井北涯安西恭士。二氏之勞。亦爲不少。故併表之云。

明治二十四年五月下浣

春山迂人川上廣樹識

再版社會事彙の後に書す

一、初版の社會事彙は、一題目の下に種類の相似たる事物を混合記載し、又其の記事の順序も、或は編年となし、或は引用書の原文の儘記したれば、前後錯綜、其の全篇を讀過せざれば知らんと欲する問題を了知すること能はずとの非難あり、余も亦遺憾を感ずること久しかりき、故に今回は成るべく題目を細別して、五十韵の各部に分載し、參照すべき記事は、一々其の題目下に之が索引を付し、記事の順序も一題目の下に小題目を分ちて、類別に整理するの方針を採れり、故に初版に付しありし卷末の索引は、不必要と認めて之を除きたり、

一、初版の編輯方法は材料となるべき各種の書籍を蒐め、其の中に見當らざる事柄に付ては、別に之を取調べて編入するの手數をなさゝりき、今回は成るべく社會萬般の事物を蒐集し、之が記事を各種の書籍に涉獵して、猶ほ其の得ざるものは、或は專門家に就て談話を聽き、或は編者の意を以て之を記入し、之と同時に初版の記事に遺漏ありし分は、之を增補したり、故に本版に於ける題目の數は、凡そ初版の十分三以上を增加したり

一、又法律制度に付ては、初版は現行法制の全文を掲けたるものありしが、今回は之を削り、却て其の起原沿革を委く記すの方針を採れり、蓋し明治時代の如き、法制の改廢頻繁なる時世にありては、その法文の全文を掲くるは徒勞に屬すること多ければなり、

一、右の如く增補改竄を加へたる結果、全般の上より、文字の數に於て無慮初版の三分一以上の記事を增加せり、

一、本書の再版に付き、專ら力を盡されたるは森貞二郞君にして、中程より岡野敬胤君來りて之を助け

られたり、其の外、坪井理學博士、大野雲外の兩君は人類學上の記事に付き、材料を寄贈せられ、東儀季治君は音樂に關する材料を寄贈せられ、山本寛君は茶道に關する材料を寄贈せられ、海老名彈正君は基督教に關する材料を寄贈せられたり、其の勤勞容易の事に非ず、玆に記して謝意を表す

明治三十五年三月

田口卯吉

明治二十四年五月二十九日印刷
明治二十四年六月三日發行
明治三十五年四月一日再版印刷
明治三十五年四月四日再版發行

定價金八圓

著作權所有

東京市京橋區彌左衛門町七番地
發行者　合名會社經濟雜誌社

東京市本鄉區湯島新花町卅九番地
右代表者社員　西島政之

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
株式會社秀英舍々員
印刷者　青木弘

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷所　株式會社秀英舍第一工場